No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無	特に無	大変重要な問題だと感じた。平成19年夏頃	特に無
2	地方庁	その他(社会保険事務局)		早期の解決につながることとしては旧台帳を全てオープンにすること。 この期に及んで未だに930依頼をしなければならない現状がおかしい。 そして、旧台帳に記載されている事業所名称を手がかりに事業所整理記号まで入力処理を行うこと。 そうすれば「宙に浮いた記録」については一層のスピードアップが図れるものと思う。	平成9年に基礎年金番号制度がスタートしたときに当時の現場職員の中に早期の記録統合が必要であったという認識をもった職員が全国にどれだけいただろうか。 最終的には「年金裁定請求時に統合すれば。」という認識であったと思う。 事前に十分な検証(想定される状況を検証する)がなされないまま基礎年金番号制度がスタートしたことで現場も相当混乱したことは事実である。 また、930(旧台帳)にしても、基礎年金番号制度導入時に全てオープンにし、本腰を入れて庁全体が一丸となって記録収録をしていればここまでの混乱にはならなかったであろうと考える。	まず第一としてやはり「三層構造」を避けて通ることは出来ないだろう。 社会保険業務センターを含めた庁全体が基礎年金番号制度導入時にもっと先を見据えた形で記録統合を進めるためにはどうすればいいのかを真剣に議論し、現場の声を聞いたうえであらゆる方策を実施していれば5000万件にもならなかったであろうと考えられる。 さかのぼればきりが無いが、いずれにせよ、当時の一定以上の役職にいた方々がもっと認識をして、十分な準備をした上で基礎年金番号を実施していれば、と考えると悔やまれる。 今も当時も庁の方々は第一線である社会保険事務所職員の声をもっと聞いていろんな施策を打ち出していただきたかったと思う。
3	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	人員を増やして、集中的に処理できる体制を作る必要がある。	社会全体の問題と認識しています。 また、過去の記録について管理できていなかったと思ったのは、 平成19年頃でした。	一つ一つ丁寧に解決していきたいと思っている。 しかしながら、恒常的な人員不足のため、今の体制では困難と考えられる。
4	地方庁	地方社会保険事務局 課長級以上		現在実施している種々の取組みをできるだけ早期に完了すること。	年金記録問題は早期に解決すべき重要な問題であると認識し、マスコミ等で大きく取り上げられてから知りました。	
5	地方庁	その他(社会保険事務局)				
6	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上		時間をかけて、1件ずつ解明していくしかないと思う。	平成9年の基礎年金番号付番の頃。	
7	地方庁	社会保険事務所課長級以上		長妻大臣が言っておられる人・モノ・金はどうしても必要と感じております。 非常勤職員で対応することにも限界があり、記録問題に対する個人個人の意識もモチベーションを維持するにも難しくなっていると思います。 予算あってのことですので、困難なことは十分認識しておりますが、あくまでも根本的な解決として考えるのであれば、職員の大幅な増が必要なのではないのでしょうか。	個人個人の問題ということではなく、社会保険庁という体制が長年の間で問題の積み重ねにより、このような問題となったと思います。厚生労働省及び社会保険庁全体での問題として認識するようになったのは平成19年に全国の社会保険事務所で行った名寄せ作業で実感しました。	現場の職員として、相手のお客様に理解していただくため、丁寧に対応することを心がけております。この積み重ねが結果として信頼回復に結びつくのではないでしょうか。近道は無いものと感じております。反省点とは少し違うことになるかもしれませんが、現場では残念ながら理屈が通らないお客様の苦情が多く、組織全体で苦情に対するマニュアルや研修がほとんどされていないことが今後にとっても不安点の1つです。民間企業では苦情に対する研修等がしっかりできていると耳にしております。本庁でも真剣に取り組んでいただきますよう、お願いします。
8	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	ほとんど報道された内容である	お一人ずつ、地道に、かつ確実に記録の整備をしていくしかないのではないか	一連の問題が明るみに出た時点。まさか未統合の記録が5千万件もあるとは知らなかった。	窓口や電話で相談のあった方々について、丁寧に記録の確認を行った。統合機からオンラインの切り替え時の対応が、もう少し慎重に行っていれば、違っていたのではないか。
9	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	地道に定期便を活用した記録の統合作業を続けることではないでしょうか？	番号重複者は過去の厚生年金制度上においては本人が転職時に正しく申告しない限り必ず生じます。 基礎年金番号の導入以前から重複が判明した方の年金番号はその都度重複取り消し作業を行っていました。 これを年金記録問題というならば制度発足以降常につきまとってきた事柄ですし、その責任を社会保険庁の職員に押しつける風潮は未だに納得出来ません。 記録の不備については社会保険庁のミスと言えますが、重複した年金番号の交付そのものは行政側のミスだけではなく、申告を怠った国民と、重複を防止する法律としなかった立法府の問題の側面もあると思います。 平成9年時点で基礎年金番号を導入した時点で、他の年金番号の照会作業を行いましたが、5000万件の未統合記録があると知ったのは長妻議員の質問趣意書に対する政府答弁により一般に知られたところであり多くの職員も同じだったと思います。地方レベルでは全国で集計された数字は知らされませんので把握しようがなかった、という思いを持っています。	未統合記録の年金記録相談対応については、ねんきんあんしんダイアルでの24時間電話オペレーター業務、年金相談センターでのあんしんダイアル夜間電話オペレーター、休日の年金記録相談、平日の社会事務所における年金記録相談、外部で会場を設けた年金記録相談に従事し、一人でも多くのお客様の不安を解消するよう努めました。また現在も休日返上で年金記録調査に従事しています。 相談に出ていた平成19年、20年を振り返りますと、多くのお客様が、一部の議員の指摘と偏ったマスメディアの報道を真に受けられて自分の年金記録が消され、またあたかも改竄されたと思いこまれた状態で相談に見えられていました。結果、そのことに対する説明に多くの時間を費やすこととなり、来場されたお客様を長時間お待たせすることになり非常に申し訳なく思いました。 消えた年金と騒がれたことによって国民全体の年金制度への関心が高まったことは評価できると思います。 反省点は制度自体の見直しが抜本的に行われずに今日まで至ったことに尽きるのではないのでしょうか？ 私は不本意ながら日本年金機構には従事いたしませんが、これからの業務に携われる皆さんの奮闘に期待します。
10	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	ありません。	解決するには、1件1件確認するしか方法はないと考えます。	年金請求時点で、詳しく調査すれば確認できると考えていました。	カタカナでのコンピュータ登録が間違っていたと考えています。 (漢字登録すべきでした。)
11	地方庁	地方社会保険事務局 課長級以上	特に新たなものはありません。	昭和17年6月からの過去70年近い記録の管理を一足飛びに解決することは難しいと実感しています。特別便、黄色便と立て続けにコンピュータによる力任せの大量な発送は業者委託と併せ何とかしのいでできうる部分でした。 問題は、ご本人からの回答をどのように処理していくかであって、これは力任せでできるしごとではなく、人の力による丁寧な対応に尽きると思います。 と同時に、調査するための武器としてのシステム改善が必要です。 例えば、特別便がスタートしたときから「漢字氏名索引」があったなら、080によるマイクロ索引のスピードが今のように遅かったならば、もう少し対応が早く済んだのだろうと思います。 また、事業所検索システムが当時からあれば、こんな残件数を抱えなくても済んだのではないかと思います。 今、記録を捜す人達の中で、判明は良くて2割位というのが経験者の感触です。裏返せば8割は記録のない方であって、調査業務の圧倒的多数は記録なしの方々のためにあるのが実態です。ここはマスコミの煽りによる影響が大きい部分であり、「記録があれば儲けもの」といった方も正直言っておられます。 解決に近道はありません。丁寧に対応する以外に方法はないと思います。	無年金の方、生まれた国に帰った方、既に亡くなられた方もおられ、全ての記録が基礎番に結びつくことはあり得ないと漠然とは思っていました。 また、転職を繰り返してこられた方は記憶も曖昧で、ご本人の記憶だけでは無理があること分かっていても、過去の年金裁定請求時や年金相談においてはご本人に積極的に教示することはできないとされていました。 と同時に、多くの方は氏名索引のシステムが無い頃に年金決定されていることも事実です。 5，000万件と聞いたときは驚きでしたが、色々な要素が集合した結果であったと思います。残念だったのは、業務センターにおいてコンピュータ入力の際にパンチャーが自動入力によって、本来3101であるものを勝手に100と機会を固定していたとTV放映で知ったときです。 時代と言ってしまえばそれまでですが、当時は今のようなコンピュータがあったわけではなく、多くは手作業での管理であり、絶対に間違いは無かったと言い切れる自信はないと思います。	
12	地方庁	地方社会保険事務局 課長級以上	特に思い当たりません。	制度ごとに原因が何であるかを検証して対策を立てる必要がある。 例えば国民年金で言えば市町村に問題があるのか、社会保険に問題があるのか、都市部だけのの問題なのか、地方でも問題があるのか、一部の県の問題なのかきちんと検証の上、それぞれ実態に応じた対策を講じる必要がある。	複数の手帳を所持している者がいるとはことは認識していましたが、まさか5000万件も統合されていないとは思いもつきませんでした。	省庁間の連携が重要 総背番号制の導入 重要な記録に対する希薄な管理意識 責任を痛感しています。
13	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			・自治体との業務棲み分けのあいまいさ(書類の保存責任や報告義務など)と、相互の連絡不足などが根幹にあるのではないかと思います。 ・また、時代ごとに制度が違ったり、特例ルールなどがあまりにも多いことなどが、年金記録を複雑化させてしまっていて、保存データの形態が制度に追いついていないように感じました。 ・私は併任で現部署に来ており、この問題を詳しく知ったのは、今年度に着任してからです。	まずは、これから予定されている統合機の電子画像化後に突合処理で対応するしかないと思います。
14	本庁	その他(本庁)	特にありません。	本庁と地方庁とが連絡を密に取り合い、現場の声を強く反映するような政策を考えていく必要があると思います。	社会保険庁全体として、最後先で解決に取り組まなければならないと認識していました。 新聞等に5000万件の報道がされたときに初めて強く自覚した記憶があります。	記録は当然正確に反映されているもの、という認識が甘かったかと思います。今後は更に入念なチェックが必要かと考えます。
15	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
16	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		年金特別便の未提出者がまだ相当数いると思います。特に高齢者、受給者に多いと思うので、今回地方自治体に協力を依頼されていますが、再度 ローラー作戦を行った方がいいと思います。 また、名寄せ対象者で未提出もしくは問題なしで提出された方についても 再度接触を図ることが重要だと思います。	以前から市町村の保有している国民年金台帳と社会保険庁で保有しているデータにおいて納付記録が合致していないことがあるということは担当者から聞いていました。 厚生年金の標準報酬月額に不一致があることは今回の事例で初めて認識しましたが、原因の所在が不明確なので社会保険庁または社会保険事務所の責任とは限りませんが、早急に善処することが必要であると思います。 ただし、証拠書類の有無だけで判断することは難しいという理由で相手方の 一方的な言い分で左右されると少し危険な気がします。	標準報酬の改竄問題が発生した時に該当すると思われる受給者本人と面談しましたが、高齢者は特に記憶にない場合が多く、当時の時勢などを用いて 思い出しやすい状況を作ることで対応しました。 問題点としては、オンライン切り替え時にもっと確認しておけばよかったのではという部分と提出してきた相手方の失念と思われる部分があると思いますが、 それでも社会保険事務所において書類審査をもっと丁寧にしておけば防ぐことができたのではと思います。
17	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			入庁したときに、記録班に従事していた。 コンピュータ記録には、収録時の統合事故の補正処理がなされなかったケースが存在し、収録もれとなる場合があるが、原票・名簿は保存されているため、相談や年金請求時には正しく補正されるものと思っていた。	年金記録の問題は、社会保険庁の職員の一部が、記録の重要性を認識せずに処理してきたことが原因と思います。職員の大多数はキチンと処理してきたことと思いますが、一部ののいい加減な処理が全ての不信感を招いたのだと思います。業務処理や機械処理においては、ミスや事故は必ず発生します。それを予め想定し、ミスや事故に対する対処方法(事後フォロー)を事前に用意してあれば、これほどの問題にはならなかったのだと思います。 また、職員の教育が不徹底だと思います。職員の一人一人が業務に対する責任感を持つことが一番大切ではないかと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
18	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	—	—	社会保険庁で仕事をして数か月ですが、記録問題の存在は、報道等で知りました。 どんなに素晴らしい制度を作っても、運用がきちんとなされないと制度そのもの・まじめに働いている職員全体への信頼も失い、そしてその信頼を回復するのは非常に困難であることを痛感し	—
19	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	消えた年金の逆のケースとして、国民年金旧法時代の5年年金、10年年金にすでに他の年金の受給権を得ていた者が加入して、年金の二重受給している事例。 当時は、国民年金と他制度の重複加入の確認が取れないためこのような事例があったと聞いている。 受給者はすでに死亡しているケースがほとんどと思われるが、ねんきん特別便等により判明しているケースはあると思われる。	過去の記録整理については地道に行うしかないと考える。 今後同じ過ちを繰り返さないためには、厚生年金から国民年金への移行等の制度間移行時に時間的なロスがないような制度に改善することが必要と考える。	短期間の事業所勤務を繰り返しているような者に対して、手帳番号が複数払い出されている事実は相当前から知っていた。記録の統合は年金裁定請求時等何らかのきっかけがなければ進んでいなかったことから、短期間の統合漏れがあり得るだろうことは、年金給付課を担当していた平成元年頃には感じていた。 その後、基礎年金番号が導入されても記録の統合がなかなか進まないことや、制度間の資格記録が反映されないことは問題だと感じた。	年金給付担当時は、年金記録の空白がある年金裁定請求者に対して照会を行い、できるだけ記録漏れがないよう対応したつもりである。 反省点としては、基礎年金番号導入時にもっと徹底した統合の努力が必要だったと考える。
20	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		信頼回復のため、お客様に対し丁寧に対応することを継続していくことだと考えます。	転職により年金手帳が複数存在する場合があることについては、社会保険事務所出向時(平成9年頃)に知りました。	国民一人一人への働きかけをもっとすべきだったと考えます。
21	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません	わかりません	大変な問題と認識。4年位前のマスコミ報道で知りました。	業務として対応しました。年金記録問題の根幹は、制度の問題であると思いますので基本的な制度をわかり易いものにすべきだった思います。
22	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	大盛の業務量だと思われますので、もっと人を投入したほうがいいのではないかと思います。	ニュースで問題になった頃だと思います。	組織で情報管理を重視すべきだったんだと思います。
23	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	何をもって解決とすべきなのかを考える必要があると思いますが、具体的な方策は見出せません。 ただ大胆な割り切った方策は、逆に今後の年金制度改革への国民の信頼を損ねることになるのではないかという心配はあります。	資格取得時の審査と処理に限界がある以上、記録問題が発生し続けることは採用当初から認識できました。 在職時に重複取消の手続ができていなくても最終的には裁定請求時には解決するのだろうと考えていました。	資格取得時に年金手帳の添付の徹底と重複取消届出の重要性については事業所の担当者や被保険者に対してかなり説明していたつもりです。 基礎年金番号導入以降は記録の統合が進むものだと考えていましたが、結果として捗っていないことは反省すべき点であると思います。
24	本庁	その他(本庁)		現在も行われているように、国民一人一人への確認のお願いを地道に図ること。	実際の納付と記録が異なることは、保険事故が生じた後の一人一人の生活に大きく影響するため、大変な問題だと思います。問題の存在を知ったのは、マスコミなどで報道されるようになって	対応する部署に配属されたことがありません。
25	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			平成19年に知りました。 当時、社会保険事務所(現場)に配属されており、お客様と直接対応する毎日であったため、大変な事態であることを肌で感じ、一刻も早い解決を図らなければならないものとの認識で仕事に取り組んできました。	お客様1人1人の信頼を回復させるため、基本に帰り、年金の知識を身につけるとともに、懇切丁寧な対応に努めた。 また、ねんきん特別便の大量発送に起因した社会保険事務所窓口の混乱時においては、常に社会保険事務所全体を通じて効率的な業務スタイルの構築に努めた。 年金記録問題の反省点として、 基本的なことを基本通り行えなかったことが原因。 制度改正が多く複雑な年金制度を理解した知識のある職員を増やし、相談体制を確立することが重要と考えます。
26	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。		解決すべき問題と認識しています。 新聞等の報道により知った。	簡単に解決出来る問題では無いため、確実に正確に解決すべき問題
27	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		最後の1人まで、年金記録を照合させる事が望ましいですが、年金記録問題に投入している費用は、国民の税金であるため、記録が不十分で年金が支給されない方の救済措置も含めて、方針転換をそろそろ行う時期に来ているのではないかと思います。	マスコミや国会議員に騒がれ始めてからです。	反省点は、管理が不十分だったこと。これに尽きると思います。また、国民の生活資金になる重要な財産という考えの欠如も反省点だと思います。
28	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし		・大変大きな問題だと認識している。記録の統合等については、採用時から認識していたが、時間をかけて処理を行えば処理できることと思っていた。	・対応が後手後手になったことから、各種批判等が多かった。 ・長期計画の下で、確実に取り組むべきであった。
29	地方庁	その他(社会保険事務所)	ほとんどの年金問題が世間一般に知れ渡っていないと思われます。	CM等を流して、年金問題にもっと関心を持ってもらえる様、広報すべきと考えます。	年金問題は社会保険庁の怠慢に起因するものが殆どと思っていましたが、そればかりが原因ではないとわかった。 問題の存在については、入庁(平成17年4月)してから半年くらいで、なんとなくわかってきた気がしました。	やはり、一刻も早く広報すべきと思いました。 問題を明らかにするのが遅すぎだと思います。 問題は隠さずに、すぐに公表すべきです。
30	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に思いつきません。	今のままでいいと思います。	マスコミで取り上げられて初めて知りました。 大きな問題だとは思いますが、社会も昔はそのような風潮だったのかな、とも思うので、これから挽回するしかないです。	今、働いているのは自分なので、過去がどうであろうと真摯に勉強して対応するのが当然であると思います。 記録管理についての、責任感の薄さ・管理意識の低さが原因です。少しの緩みが大きな過ちになるので、動きやすいほうになびかずに法令遵守をすればいいと思います。
31	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	もはや社会保険庁のみでの記録調査(特に本人照会)には限界がある。 協力できる公的機関には積極的に協力依頼をすべきではないかと思われる。	採用当時(昭和64年1月)より厚生年金と国民年金の手帳番号が別々に設定されていることおよび厚生年金被保険者の住所登録がされていないことに疑問を持ってました。 やはりオンライン化がされた時点で基礎年金番号制度を導入していれば、問題の拡大を防げていたのではないでしょうか？	制度に対しては残念ながら自分は何も出来る立場でなかったので、対応しようがありません。 しかし年金相談の現場においては、複数の番号があると思われる方については 詳しく聞き取りをするなど番号の一本化に努力してきましたが現実的にこの問題の深刻さ、そして20年以上勤務していることを考えると自分にも責任はあると思います。(聞き取りの方法など完璧ではなかったと思います)
32	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録を検索するシステムがいまだ満足な水準にないこと。	予算。 社会的関心がなければ難しい。	過去から現在に至るまでの、保険者・被保険者双方の複合的な問題の積み重ね。	出会った1件1件に対し、本来あるべき姿に近づくように努力している。
33	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	単純なケースは臨時的なアルバイト等でも対応が可能ですが、やはり最後は専門的な知識を有する多数の職員投入が必要になってくると思います。	私運組織全体を左右する非常に大きな問題と認識していました。 また、メディア等の報道と同時期にそのような問題があることを知りました。	事務所としての体制に従い対応をしてきました。 問題の内容の詳細について、現場の一職員までになかなか伝わらず対応に苦慮しました。
34	地方庁	その他(社会保険事務所)			現在のように記録問題が社会現象となったときは自分は入庁一年目ということもあり、なにかいきなり噴出したものであると感じた記憶がありました。 時間がたつにつれて社会保険庁として積み重なって起こった問題であると認識するようになりました。	記録に関する問題については特別便や期間照会にあたって正確かつ迅速に対処できるよう積極的に調査を行いました。 またこのような問題が起きないように事務所内での処理誤り等を上部にあげ、同時に誤りを正すことを最優先に行っております。 問題についての反省点としては、社会保険庁と事務所間に壁というか別組織の認識が少なからずあるということと、とにかく職員の意識の低さがあったということです。
35	地方庁	その他(社会保険事務所)				
36	地方庁	社会保険事務所課長級以上	・特にありません。	・まだ開かれていない力セットのオープンやまだWM上に登録されていない統台帳記録を早急に反映させる。	・過去記録調査の担当者になってからです。平成18年から19年ごろです。基礎年金番号に統合されていない記録や未整備の記録多く、将来受給手続き時にトラブルが予想され、社会保険制度の信頼にかかわる問題だと思いました。	・WM上での調査だけでなく、統台帳(名簿)での調査や、手がかりが足りない時には本人に聞き取りを行ない、おざなりな調査にならないように心がけました。
37	地方庁	その他(社会保険事務局)		不正受給等を考慮すれば、これまで実施してきている方法が良いと思います。 ただ、第三者委員会の判断基準については、幹旋の割合ありきではないと思います。	基礎年金番号導入時点で、付番と手番登録作業が行われて、未登録手番は死亡者が大多数だと思っていました。 また、現存者でも、年金請求時点で職歴を確認しているはずで、その時点で未登録手番は解消されると思っていました。 約5000万件という具体的な数字は報道で初めて聞きましたが、これほど多いとは思っていませんでした。	現在、記録問題の対策チームに所属しておりますが、与えられた仕事に精一杯努力したいと考えています。 情報管理部門に所属していた期間に、この記録問題の認識が無かったのは、「実数は少数で、死亡者が大半だ」と思っていたことに反省しています。
38	地方庁	社会保険事務所課長級以上		体制強化だと思われますが、現時点での職員の人員・人材、支援体制では限界があると思います。通常業務とは切り離して考える必要があるのではないでしょうか。第三者委員会へ移行する案件も今後増加する一方と考えられるため、それにかかる体制強化も必要と思われます。		
39	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	社会保険庁が知らしめていると考えているものと、世間一般が知っていると考えていることとの間には隔たりがあると思います。 遅切な広報を実施する必要があります。あわせて、庁内(機構内)への広報が必要です。	機構とは別組織で、集中して対応すべき。 場所は東京にこだわる必要はない。		
40	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		年金記録問題を知ったのは18～19年頃に新聞等で騒がれたときです。実際に業務に携わっていて実感したのは「真相は謎である」ということです。記録がおかしいと主張する人の中には明らかに本人の勘違いなど矛盾したことを言う人が数多くいます。しかしその一方で領収書を持っているケースなど記録が間違っているケースもあります。実際のところどうなのか判別つかないケースが多すぎるのです。しかし、真相はどうであれ国民に不安を与えてるということはまぎれもない事実であるということは受け止めていました。	電話や窓口で数々の対応しましたが、本人が勘違いしているようなケースについては制度面などを細かく説明するようにしました。それ以外の場合は残っている記録を一つずつあたっていく以外に手はありませんでした。 反省点としては年金制度が複雑であるという背景ももちろんあったとは思いますが、記録漏れが起こりうる管理システムになっていたということが大きく影響しているのではないかと思います。
41	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知らない	現状の政府の方針でやむを得ないと考える。	由々しき問題だと認識した。 公表があった時点で知った。	対応できる部署に所属していなかったため、傍観するのみであった。 問題点の掘り下げ、調査の遅れが、より混乱を招いたのではないかと思われる。
42	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金制度の根幹に係わる重大な問題と認識していました。その問題が存在することを知ったのは、平成18年ごろです。	お客様の不安を少しでも解消するよう対応しました。反省点としては、記録管理を徹底出来なかった点が挙げられると考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
43	地方庁	その他(社会保険事務所)			厚生年金の記録の調査にたずさわると、氏名の読み方、生年月日が少しでも違うと、記録が出てこないので、調べる職員によっても、場合によっては回答の内容が違ってくるケースもあると思われます。私は平成3年から、在籍してますが、当初からそう感じていました。	長年の培ってきた経験と勘がないと、難しいと思います。今、全職員は必死に頑張っていますが、昔の台帳や、WM上の記録など、記録の管理がなっていないこと、これは昔からの体制・・に問題があり、それを今、現職員に全てを求めても限界があります。データーの管理をしっかりした上でないと、年金記録問題の解決は難しいです。
44	本庁	社会保険事務所課長級以上				
45	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
46	本庁	その他(本庁)		政治判断による一括整理。	全容の解明が不可能な問題であると認識。時期は新聞で騒がれだしたころ。	お客さまに対して、問題の原因を丁寧に説明した。反省点は、限られた人数・時間で記録を整理せざるを得なかったところ。また、企業の実態に合わない適用基準を強行したこと。
47	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	特別便・定期便以外で画期できな解決策はないのではないか。ひとつひとつのお客さまからの期間調査依頼や窓口での説明責任を果たしていく、ことが地道なようで一番の解決策だと現場経験から考える。	年金問題の存在を知ったのは、報道で大きくとりだたされてから。お客様の、問題発覚から特別便対応までの、接客時の反応からしても、大変深刻な問題だと認識する。また、問題が根底が昭和の時代まで潤ってしまうものであり、受給者の方々も年齢を重ねてしまうので、解決には確実性は必要だがともに早急性も求められる厳しい問題であるとも認識する。	主に事務所の窓口で対応することが多かったので、一件一件の特別便対応をしっかり行うようにし、期間調査を受けるときは、探すときにすばやく行えるよう出来る限り情報を引き出すよう心がけた。基礎番号制度になってから、幾つもの番号が一人の人に重複されることはほとんどないとは考えるが、再発を防止するために、各種取得届けにおいて、安易に基礎番号欄が空欄の書類を受付ないようにし、事業所や個人に対して、年金番号の重要性を伝達していくことも、地道ではあるが、現場でできる解決策の一つであると考える。
48	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特に承知していない。	現在、実施されている各対策を確実に実施することが、先決であり、その中で発生した問題等を分析し、着実に解消させることが必要と思います。 しかしながら、年金記録等は非常に多くの記録量とその記録の形成にあたっては、時代時代の社会状況等、行政機関(社会保険庁、市町村等)、事業主、被保険者等の記録に関する義務・認識の違い等により、多種多様な形で記録されているのではないかと感じており、この解決には、多くの時間と体制の確保、そして法的な救済等がなければ解消できないと思います。	将来受給するである年金の受給額を決定するうえでの大事な記録であると認識しておりました。 現在、承知しているような問題を現実的に知り得たのは、主として報道等によるのがきっかけです。	一つ一つの記録が将来の年金額、そして個々人の人生設計を左右する大きな影響力を持っているものであることを再認識し、的確にかつ将来において確実に証明できる措置が、確立されておらず、個人情報等をはじめ、記録管理の重要性に対する意識が社会的にも十分に認知形成されていなかった面が、多分にあるのではないかと思っております。 私個人としては、記録の補正等確認作業についての協力要請については、休日等可能な限り参加させていただくなど、解消の一助となるべく対応してまいりました。 このようなことから、過去の記録の補正等については、的確に対処し解消を図り、今後の記録については、確実に管理するとともに、確実な届出が提出されるスキームの構築が必要と思いま
49	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	職場全員が最優先課題として取り組み、そのためのチームを通常業務の課以外に作る。通常業務もあわせてとなると、非常に効率が悪くなる。 また、業務センター一箇所で行っている再裁定をもう一箇所増やして行う。 記録調査については、画像化やDB化が進められているので、全国は無理でも、ブロック単位での集約をし、現在回答が遅れている所のカバーをする。	県内ではありえない話で、他県でのみ発生している事象と思っていた。全県調査の結果後に知った。	一度落ちてしまった信用はなかなか回復できないが、今までのことを真摯に受け止め、これからの事業に一生懸命取り組んで行く。何がなんでも頑張るしかない。 不正免除にしても、報酬改ざんにしても自分たちの目先の利益(収納率アップ)を優先したために起こったことで、法律に基づいての仕事であるとことが見失われていたように思う。全ては法律で
50	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		知りませんでした。 年金記録問題を知ったのは、年金記録問題として取り上げられました3年程前(H19年)と記憶しております。	どう対応すればよいのかわかりませんでした。 次々と知らなかった年金記録問題が明らかになり、もっと早くから対応すべきであったと思います。
51	地方庁	その他(社会保険事務局)		職員の地元で積極的に活動できる職場環境の確立	本来本人の記録として存在している記録が、本人の記録として登録されていない。 平成18年6月頃	実際、相当以前の記録が多く、本人自身の記憶でも不明確な部分が多いので対応も困難である。
52	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	今までと同様に、最優先課題として、人員を増やしながら対応していくしかないと思います。	平成19年の春頃に新聞等で公になった時に知りました。 重大な問題であると思いました。	庁や事務局としての方針や指示に基づいて、その時、自分が出来ること(窓口応対やコールセンター派遣など)を懸命に行いました。 反省点としては、制度的な問題(基礎番がなく、制度毎に番号が違った時代が長かったことなど)が挙げられると思います。
53	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	職員を多く期間調査センターに配置すべき	年金特別便が発送されて露呈したが、職員であれば、 期間調査申し出が増え、混乱することは認識していたと思う。 記録を機械化したときの入力ミス等、過去の仕事の流れに 問題があったと思う。	年金関連の部署では、なかったので、他の事務所、期間調査センターに業務支援の要請があった時に参加した。 特別便が発送されたころは、確かに社会保険事務所はパンク状態だった。 しかしながら、期間調査センターのように集約して払い出し簿やマイクロ名簿を各県1箇所に集めることは事前準備のときにできなかったか。 事前は無理でも、もう少し早く立ち上げるべきでなかったか。 職員一人一人、もちろん仕事がある。業務支援で何回か支援する形では効率できでなかった。 もお少し定員増強を早くして、職員配置すべきと思っていた。
54	本庁	その他(本庁)	仕事のやり方の問題かもしれませんが、職員毎に業務量が違いすぎると思います。あまり知られていないようですが、再裁定そのものを担当する職員よりも、再裁定によって新たに発生した業務(記録統合・受給者の疑義照会・確定申告)に携わる職員の業務量の方がかなり多いはずです。大変な思いをしている職員にあまり日が当らないのはもったいないと思います。	無し	入庁してすぐ。絶対いつか余所から叩かれる話だなと思ってました。	何もしてません。周りの職員に聞いてみましたが、そういうものだということ位しか言われませんでした。これからの組織の在り方として職員の日々の業務に関する疑問に組織として応じる機会があると良いと思います。
55	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。		本人の年金にかかわることなので、重要な問題だと思います。 そのような問題が存在することを知ったのは、よく覚えていませんが、今の年金記録問題より前だったと思います。	受給権者が年金の手続きをする際に、十分に履歴の確認を行ってきました。 (氏名索引、本人の聞き取り等) この問題については、以前の年金の制度が、加入ごとに手番を払い出すしくみであり、本人も手帳を無くしたりして分からなくなるケースが多いと思われるので、一人に一つの番号で、国で管理できていれば良かったのではないかと思われます。
56	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	当面、専門スタッフを配置する。	当時のシステム上ある程度やむなし。平成19年始めごろ。	特になし
57	地方庁	その他(社会保険事務所)		現時点において、未だに「宙に浮いている」年金記録の特定を早急に行い、 統合、再裁定などを速やかに行う必要があると考えています。	全事務所体制で早急に解決しなければならない問題と認識していました。 年金記録問題の存在は「宙に浮いた5000万件」についての各種報道がなされ 始めた時点で知ることとなりました。	窓口等でお客様からの問い合わせに対して「宙に浮いた」記録が見つかった場合には速やかに統合等を行うように心がけてきました。
58	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
59	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金特別便の回答について早急に対応をしていくしかない思います。	基礎年金番号が導入される際に、それまで、国民年金、厚生年金、船員年金それぞれが違う番号を使われていましたが、いざ基礎年金番号となった時に番号の統合を後回しにして、在職中の番号だけを優先して処理を進めていけば、こういう問題が発生してくるのではないかとは思って	その当時は、基礎年金番号関係の取り扱いが少ない部署にいたため、疑問に思っていても行動に移すことはできないでいました。もう少し全体での話し合い等をして問題提起などができていれば少しは違ってきていたのではないか思います。
60	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	年金記録問題の解決には、民間的に言えば、経営資源(人、物、金)を 集中投下して、期限を設定して解決に取り組むべきと思います。 現実にその方向にあると思いますが、現場組織(年金事務所等)とは別に、記録問題解決に特化した組織を設け、そこで集中的に解決に向けた活動を行うことが必要であると思います。	本年2月に社会保険庁に民間企業より、転職したが、以前より、マスコミ報道などで知っていました。 当時は、民間企業に勤める一国民として、社会保険庁の管理体制、システム、職員のモチベーション等に非常に疑問を持っておりました。	現在、社会保険事務所に勤務をさせて頂き、現場職員の仕事に対するもちメーションの高さ、記録問題に対する解決する、解決したいという意識の高さを 感じています。これは、マスコミ、国民の皆様からの厳しい指摘や記録問題発生以後の社会保険庁改革などの成果であると思います。 今後は、記録問題解決に向けた意識の徹底、風土としての醸成も継続する必要がありますが、(7)でも述べましたが、組織、仕組みを早急に立ち上げて、集中的に取り組んでいくことが必要と
61	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	ただ、人を厚い入れればいいという訳ではなく、根が深いの部分は、どうしても知識のある人間の対応が求められます。しかし、その知識のある方達はここ数年で多く退職しています。時間を区切られてしまうと浅い対応しかできなくなってしまいますので、あまり時間にとらわれない形でやっていければと思います。 該当は高齢者が多いので、むずかしいとは思いますが。あとは、今開発中の記録検索表示システムの早い段階での稼働ができればと思います。	とても根が深い問題だと思います。社会保険事務所に来て、期間調査事務を担当していた時に初めて思いました。	本人からの申請に頼らず、こちらからなんらかの形でアプローチできればとは思いましたが、厚生年金の記録は住所登録もなく、後追いは不可能なので実際はやりようがないのだろうと思いました。今さらですが、高齢者がもらう給付なのにあまりに本人に頼りすぎている制度そのものに問題があったと考えます。
62	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らないです。	長妻大臣のもとがんばって解決する。	新聞報道で初めて知りました。(社保庁に入庁してまだ年数がたっていなかったため)大変な問題だと思います。	がんばってお客様目線で解決するしかないと思います。 また、すべての方に満足していただける回答というのはできないと思います。 (実際にかけてない方も大勢いると思います)ので、政治的判断が必要となってくると思います。 また、現時点で考えたとき、紙台帳からオンライン化したときに完璧に記録を引き継ぐ必要があったのではないか、台帳を捨てるよう指示したのは誰なのかを責任追及する必要があると思います。(もしくは、紙台帳からオンライン化したときのプロセスをくわしく開示する) また、記録が判明したことにより年金額がさがる方への対応(救済策)もとっていただけるとたすかります。遺族年金、障害年金受給者の方等。
63	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません	私が記憶しているだけでも、4人の方が、昔、名前や生年月日を偽って事業所に勤務していたと申し出されました。1件1件やっていってもまずそういう方達には統合することは困難である。一定期間の公示方法をとりもっと広く多くの人に見てらうことも必要ではないかと思う。当然なりすまし等不安材料はありますが、紙台帳との突合よりも効果はあると思う。	年金給付課にいる時に、裁定時に統合する記録が多いことは認識していましたが、未統合の記録の総数までは知らなかったため、ここまでの大きな問題とは認識していませんでした。	1人1人の方の記録を細かく聞いて、記録照会してもらうこと。しかし機械ですぐに見つからなかった場合、まず見つかることはなかった。現状、多くの記録が見つかっているのを踏まえると、どうして今までスルーされてきたのか、その体制(やり方)に問題があったのではと思います。
64	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	最終的なビジョンが示されていないのでわかりません。 どのようにしなければならないのか、 そういったものが全く見えないです。	明るみになるまで問題として認識はありませんでした。 記録に関しては裁定時に確認するものと 教わっていました。	お客様の不安を解消しようと思いました。 よくも悪くも年金というものに関心をもっていただけたと思い。 制度についても詳細に説明をおこないました。 フォローを考えない実行がすべての原因だと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
65	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	報道されているもの以外知りません。	被保険者であった方、被保険者の方、お一人、お一人の職歴をお尋ねして、現在、庁が保管している記録と突合し、相違していれば、原因究明し、訂正等を行うしかないと思います。	庁内の通知、新聞で年金記録問題を知りました。大変なことだと思いました。	年金記録問題が発生した以降、直接、記録業務に携わっていません。しかし、現在、監察官として、新たな年金記録問題が発生しないよう、事務局、事務所等の職員の方々へ指導してきました。
66	地方庁	その他(社会保険事務局)		人件費をかけて調査し、一人ひとりに説明していくか、一律救済していく。	まだ入社したばかりのため、考える余裕がなかった。	上司と相談しながら、適切な対応を心がけた。
67	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	ありません。	年金記録問題に業務上直接関わったことがないため、詳しいことはよく分かりませんが、 ○将来に向けて同様の事態が生じないよう万全を期する。 ○過去の問題については、とにかくこつこつと取り組み続ける。 という姿勢を守っていくしかないと思います。	社会保険行政に対する信頼を揺るがす深刻な問題と認識しています。 問題を知ったのは、マスコミ、国会等で議論になった頃からです。	業務上関わりがなかったため、対応しようとしたことは特にありません。 年金記録問題等を通じて、社会保険庁の①ガバナンスの悪さ、②お客様志向の欠如といった問題点があったことが明らかになったと思います。日本年金機構は、この反省に立って、同じことを繰り返さず、国民に愛される組織として発展して欲しいと思います。
68	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	無し。	ある程度柔軟な基準に基づき、迅速に対応することも大切である。 (新聞でも報道されているが) しかしながら、きちんと保険料を納めている方が納得できる基準でないといけないだろう。 虚偽の申告をした者に対するペナルティは厳重に考案したうえで、柔軟な対応ということになると思う。(告発等ペナルティを課すことは考案しているというのは新聞でみたが、厳罰が必要。) 正直者ばかをみるの制度になってしまってはいけない。そのことを強く心に留めながら業務をしてきているつもりである。	報道で知った。(記録を扱う部署にいたことはないので。) したがって、報道のとおりの問題であるという認識でいる。	業務センターで期間追加の様式127号をできる限り迅速に処理していた。 早く支払いに反映させるべきであるという一心で行っていた。 反省点かどうかはわからないが、やはり、節目節目で記録の確認用紙を本人に送付し、それを返送してもらい、管理していくことがもっと早くから必要であったのではないかと思う。
69	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	未統合者は速やかな統合が必要です。 不明・被保険者死亡者については引き続き遺族等への入念調査と台帳と突合が必要です。 遺族の確認ができないが可能性の高いものについては、統合できるような法改正が必要です。	機械化されていなかった頃の管理の不備と機械化移行時の移行処理の不備が問題です。 責任の所在の不明確さが問題です。 申請主義の弊害が考えられます(被保険者の手続きが煩雑)。 (特に厚年)被保険者記録を名前と生年月日のみで管理していたことが問題です。 知ったのは平成19年4月ごろ。長妻大臣の質疑です。	組織の人間として、誠意を持って接客をしました。 報道をそのまま理解して来ているお客様には、できる限りわかりやすく対応するよう心がけました。 記録照会業務については、必ずあるものだという考えで調査に臨みました。 事務処理の点検・突合のあまさがあったと考えられるので、マニュアル化して組織的なミスとならないようなチェック体制が必要です。 台帳の管理については、機械化された現在では以前より重要なものではなくなっておりますが、特に厚生年金では得喪や報酬など事業所との相互に確認を徹底するような説明やが必要です。
70	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	受給者原簿とオンライン記録及びマイクロ記録の突合をする。 年金給付裁定時にオンライン記録とマイクロ記録を突合する。	国民年金保険料納付記録と本人の申立が相違している事例が度々あった(昭和57年頃)ので、将来は大きな問題になると思っていた。	上司に報告した。 年金特別便又は年金定期便のような本人あての通知を、法律施行と同時に事業実施項目の一つとして政策的に実施すべきであった。
71	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にない		(どのような問題と認識していたか) 古い紙台帳で管理されている記録がコンピューターに収録されていない問題と認識していた。 (知ったのはいつ頃か) 以前からそのような記録があり得ることは知っていたが、年金請求時に精査(調査)されるものと思っていた。	(どのように対応しようとしたか) 直接の担当部署にいなかったため、対応していない。 (反省点) 紙で管理していた時代の誤りがヒューマンエラーとして発生することはある程度やむを得ない。コンピューターに収録していない記録や収録時に不完全な記録のまま収録(氏名なしなど)したことが、反省点と考えている。
72	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし。	特になし。	本来、記録もれなどあってはならないものだと認識していたが、仕事を始めた昭和55年ころから、年金手帳には検認印があるのに、マスターに記録がない事象を目の当たりにして、「こんなことがあるんだ」と思ったのが最初でした。	証拠書類にもとづいて、直ちに記録を訂正するとともに、本来あってはならないことが現実にあるということを認識して仕事を進めていた。 しかしながら、年金問題が表面化するまでは「証拠書類」が無い場合、たとえ身内の記録であっても「申し訳ないが記録追加することはできない」とお断りしていた。 今考えてみると、十何年も前の領収証等をすべてお持ちの方などごく僅かであり、役所のデータが正しいという前提で対応をしていたことは、反省すべき点であったと思います。
73	地方庁	社会保険事務所長	ありません	年金記録問題については厚生年金・国民年金等紙に記録し管理していたため記載した事項が判読できない等人為的な要因も多くある、また、予算規模により管理ができなかったものもあると思われる。特効薬はなく申出のあった者に対し地道に調査を行うしかないのではないか。	記録が統合されていないと年金請求時点で本人から聴取を聞き取り確認することになり対応時間の多くかかるし、なによりも年金額が少なくなるまたは年金がもらえないこととなり、老後の生活設計ができなくなる。 平成9年1月から基礎年金番号を導入し基礎年金番号に年金手番を統合してきていたので将来的には解消するものと思っていた。	照会のあった者については懇切丁寧に対応し記録調査を実施した。 被保険者記録の管理は一番重要な事項なのに予算がないからしない、できなかったでは被保険者に対しお詫びできない。何が重要なのかを判断して事業を行わなければ、今後組織が変わっても国民の信頼はないと思う。
74	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		現状、色々な方法で浮いた記録の付け合わせを実施し、その結果を基に本人と思われる方に確認のお知らせ等を送付し勧奨している。ただ、特別便・定期便などとあわせて件数が膨大になるため、事後処理を一部外部委託しているが回答まで時間がかかっているため、場合によってはもっと体制を拡充する必要があるのかもしれないと思う。 また、浮いている記録は補正が必要なことが多く、一次的に補正処理を行う社会保険事務所の人員配置を十分なものにする必要があると思う(私が出向していた2年前は、他課からの応援が常態化しており、他課の業務に支障がでることもあった)。	もともと各制度ごとに手番が払いだされていたため、1人が複数の記録を持っていることは知っていたし当然だと思っていたが、年金支給に反映されていない浮いた記録があることは、一連の報道があってから知った。	事務所にいた時はできるだけ窓口対応応援にでて1件でも多く対応・処理するように心がけた。 問題点としては、紙台帳管理から電子記録を起こす時にずさんな処理がなされたのではないかと思われる記録が見られるので、その時にもっとしっかりとした検査体制で処理を行うべきであったとも思うが、その時の諸事情が分からないので、一概には言えないと思う。
75	地方庁	その他(社会保険事務所)	本人の記録と思われる記録について統合により、年金額が下がる方の年金記録は本人のものでない処理がされていて、残り続けると思います。	処理状況を登録できるシステムが無い限り、何度でも本人宛、家族宛に通知が出続けると思われます。記録問題の解決には、もっと時間がかかると思われます。	基礎年金番号が導入された時期に、記録を一つにすることが難しい問題と感じた。	基礎年金番号導入時にもっと確認作業を進めるべきだったと思います。
76	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		時間がかかっても、紙台帳記録ととオンライン上の記録の突合をする。	一人で複数の厚生年金番号をもっていたり、登録されている氏名のフリガナが違っていたりしていることは、昭和63年頃から、年金の請求時の相談時や、厚生年金取得届出受付時に気がついていました。	その都度、記録を統合整理したり、訂正したりしてきましたが、ご本人からのアクション、回答が不可欠であり、平成9年の基礎番号導入時もそれは変わりませんでした。 年金相談に対応する職員の年金に対する知識等の力量の差も大きく、年金請求の際に申し出があっても、きちんと対応できない職員もいたのではないでしょうか。年金請求は、それまで長い間加入していた年金の記録を確認する最後の機会であるはずが、その請求時の確認作業がきちんとできていないがために年金記録問題が、なおさら大きくなってしまったのだと感じます。
77	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	現在実施されている対応を確実に、かつ迅速に行うこと。	将来を見据えての対応ができていなかったことと認識した。お客様の目線に立っていなかったのではないか。 平成19年頃存在することを知った。	一つ一つ確実に正しい年金記録にしていくことを心掛けた。 記録一つ一つの重要性をしっかりと認識していなかった事が反省点である。 (重複付番、確実な入力等)
78	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません	記録に対する回答及び裁定業務は、どうしても年金業務に精通した人の力が必要となってくると思いますが、最後は政治的判断が不可欠である。長引かせることは、国民にとっても職員にとっても良くないと思います。	年金記録については、被保険者に対して年金番号を交付し、国は年金番号で全てを管理できているという認識のもとで、自分自身仕事をしてきました。 問題に対する報道は、年金記録のすべてを否定されている感があり、非常に残念でなりません。 記録問題というよりも年金制度そのものの問題ではないかと感じています。	私たちは現場に立ち、相談、調査、回答、裁定業務に全所体制で臨んでいますが、その業務量の多さに限界を感じています。 政治的な判断が必要と考えます。
79	地方庁	社会保険事務所長	特になし		平成19年に表面化するまで問題意識がなかった。 当然に、届出に基づいた適正処理(取得や喪失等処理、新番払出、重複取消処理、氏名変更や訂正処理、生年月日訂正処理など)を心がけ実行してきた。そのため、ここまで多数の不明記録が存在することが信じられなかった。	例えば、事業所から取得届の提出があり年金手帳の番号が空白になっているような場合、あまりにも安易に新規手帳の払出を行ってきたのではないか。事業所が手帳を持っていないといえば安易にそれを信用し新番を払出すといった受身な体質がここまで大きく問題化させたのではないか。もっと積極的に事業所や個人に対し、広報や催促を行い、重複した手帳の払出を防ぐ努力が足りなかったのではないか。提出されたものを単にそのまま処理するという安易な事務処理、考えが軽軽していたと思わざるを得ない。
80	地方庁	地方社会保険事務局長	特にありません。	特にありません。	○1人の方が複数の手帳記号番号を持っていることは、認識していた。これについては年金の裁定請求する時点で統合して裁定が決定されることから問題はないものと理解していた。 ○「宙に浮いた5，000万件」が存在していることに驚いている。業務センターの記録管理が、これまで内部の者も知らないような管理方法であったことに関係者として残念である。 ○このような状況にあることを知ったのは、国会審議で問題になった時期に初めて認識した。	○事務局の責任者として、現在、記録の調査や再裁定の事務処理を最優先に組織を上げて取り組んでいるが、高齢者に対して過去の記録を調査する困難性があり、マンパワーが少なすぎる。 ○戦前、戦後の記録の管理方法が紙台帳管理から電子機器を活用した管理方法への変遷、制度毎に異なる番号管理、同一制度内でも人によっては複数の番号を所有していた等の制度的な問題があったことも原因としてある。 ○基礎年金番号の導入時期に1人方が複数の番号を所有している事実がありながら、記録整備に係る予算措置を確保できなかったことが反省点ではないか。(法律改正関連でないことから要求すること事態がタブーであったと反省している。) また、これまで加入期間や標準報酬月額等の情報を国民にフィードバックしてきていない制度的な問題も原因で、今回の定期便やこれからの年金通帳は早期に実施していく必要がある。 ○今回、記録問題が国会で問題になり、国民が関心を持つようになったことから、その影響ですんなりと予算が措置され、整備が図れることはいい機会でもあると考えている。今後、年金制度の見直しが民主党政権下で検討されていくものと考えるが、記録問題を完全に解決していないと、次のステップに進まない。日本年金機構の定員で平常業務と平行しながらの記録問題対応

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
81	本庁	その他(本庁)	存じません。	起こってしまったことは事象(問題)については、本来適正に処理されるべきラインに則って早急に解決しなければなりません。 方策を述べるほど知識がないため、私が力になれることはありません。	年金記録問題が騒がれ始めたときは本省に出向しており、また職歴も浅かったため、そのような問題が存在していること自体知りませんでした。(知ったのはマスコミ報道です。)	本省に出向していたこと、現在においては経理課に配属されていることから、直接年金記録問題の解決に携わったことはありません。 この問題と一括りで考えるのではなく、将来を考えて行動しないといけません。 自分がその時たまたまよろしくない状況の中、よろしくない部署に配属された場合、その場しのぎの仕事しかしないと思います。その時よれば、その時難を逃れられればよいと考えてしまうと思います。 その結果、その問題は永久に解決しないどころか、膨らんでしまい、いつか破裂します。 具体的な反省点、案などは、挙げることはできませんが、基本的には先(ゴール)があるわけですから、その先の過程の中で、処理(解決)しないといけない問題と解決できなくても影響がでない問題(いわゆる先送りというものです。先送り自体が必ずしも悪になるとは思いません。)があると思います。その判断を誤らず、責任を明確にした上で、適正に処理していけばよいのではな
82	本庁	その他(本庁)	特に存じません。	まず年金問題の全貌を全職員が把握をするべき。 また現在顕在化している問題(記録問題)に対しては、過去の記録を統合し、 年金の再裁定後の早急に行うべきと思う。	初めは、ただ基礎年金番号に手番が統合されていない為に起こった今後対応 していけば良い問題と思いました。ただその後仕事をしていくにあたってそもそも 記録が無い人もいる為、非常に重大な問題だと認識しました。 問題としては平成17年頃から認識しておりましたが、強く意識するようになった のは現場の仕事に関わった平成19年頃です。	早急に記録を判明するよう努力し、再裁定処理を行った。 この問題点の反省点としては、基礎年金番号導入時に手番を早急に統合し ようとせず、年金裁定時に統合すれば良いと言う意識にあったと思う。 また手番についても個人でいくつも持っている事例もあり、手番についても一 人一番号とかにするべきだったと思う。あと記録統合についてもあくまで本人の 申し出に任せ積極的に総合処理を行わなかったのも反省点と考えられる。
83	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし	今のやり方で粛々とやるしかないと思う。		
84	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	コンピュータ記録と紙台帳の全件突合せについては、コンピュータ記録がその後更新されていることもあり、膨大な労力とお金をかける割に、その成果について疑問を感じる。 対象を受給者に絞り、加入者については、年金受給時における確認を徹底すればよいのではないかと考える。	コンピュータ技術が低かったころや、オンライン化に伴う移行時において、記録の不整合が存在することは認識していた。それについては、年金請求時にご本人同意の上で、確認され、整備されるものと考えていた。	膨大な記録を、どう正確に、かつ、効率的に長期にわたって管理していくかということは、社会保険庁の歴史の中で恒久的な課題であったと認識している。 標準報酬問題などは別として、オンライン化以降は、記録の管理面については、解決が図られたものと考えていた。 基礎年金番号導入時においても、ご本人に確認をお願いするなど、予算の範囲で努力は行ってきたはずであり、一定数については、反応・回答がないなど、限界があると考える。 後で遡って、調査することや記録を訂正することは、膨大な労力とコストを伴うものであり、やはり、入口での正確性を担保することが第一であると考える。
85	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			ここ2、3年に社会問題化した後であり、現在のマスコミ、国会での審議等で情報を得た。	庁内での問題に関する情報共有等により円滑な対策策定・推進に努めているところである。
86	本庁	その他(本庁)	特になし。		最初は記録問題が分かるまでは、ここまで大規模な問題だという認識は当時はなかった。 年金手帳番号から基礎年金番号へ統一を図った時に統一され漏れている 記録があるので、それについては留意して記録を見なければいけないと思っていた。 それにしては多いな、と不思議には思っていた。 はっきり記録問題がある、となってからはいろいろ昔の話を聞いた上で思ったのが、既に年金手帳を持っている人が再就職の際に年金手帳を提示できないが、 本人も、事業所も、社会保険事務所も手続きを早く進めるために既にある年金手帳の番号を確認してそれに記録をつなげる行為をなったため、 どんどん同じ人物に対して別の番号が作られてしまったのだと思った。 別に番号を作った時点ではとりあえずは体裁が整うため、本人も、事業所も、社会保険事務所も、それで満足してしまっていたのが問題だと思う。 記録の統合漏れがあるとしっかり認識したのは地方出向をして事務所に勤務していた時。	記録問題への対応の仕方は、記録問題が分かる以前からお客さんに対して年金記録を確認してもらう ことは行っていたので、話をするうえで、その記録の統合漏れもありうる前提で 話をし、本人にもしっかり確認をしてもらうようにしていた。 記録問題があると分かってからもそれは変わらないが、記録の探し出し方などは個人によって知識の偏りがあったりするので、そこを意識し、詳しい人にアドバイスを得たりしながら、窓口にきたお客さんに対しては、できるだけその場で記録を見つけることができるように対応していた。 問題についての反省点としては、各地方事務所で、記録の統合漏れがあるとして分かっていても事務所、事務局レベルで動いたとしても、全国的に統一された動きがとれないと、この問題は解消されないと思う。 なので、現在行っているように、本庁が音頭をとって一斉に記録の統合漏れの解消作業をもっと早く行えればよかったと思う。
87	地方庁	その他(社会保険事務局)			正直にいって、報道等で取り上げられるまではこのような問題が存在することは知りませんでした。 話を聞くまでは、記録の統合もれ程度と思っておりましたが、これだけ酷いものとは認識しておりませんでした。	出来る限りお客様目線に立ち、記録の回復が出来るよう努力を行っていきたいと思いましたが、業務経験が浅い私にとっては、記録回復に伴い過去の記録の経緯などが不明の場合があり、容易に調査が出来ないように感じられる点があります。 様々なケースが網羅された全国統一の調査基準(マニュアル)の策定が必要ではないかと考え
88	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
89	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		記録確認をきめ細かく実行する。	保険料の納付記録等が適切に記録されていない。 平成19年に国会で問題が取り上げられたころ。	問題に直接対応できる職務でないが、業務迷行にあたり、事務所職員の業務を優先に考えて業務を行った。 個人の大切な記録を軽く考えていたと思う。
90	地方庁	その他(社会保険事務所)		過去の記録で確認できない力セットのままの記録が多数あるので、それを、オープンする。時間はかかるが、1つ1つ本人からの照会票をもとに、調査をおこない確認していくしかないと思う。	社会保険庁で記録しているものと本人の記憶している記録の違い。	本人の話を聞き現在の記録とどこが違うのかを調べるようにしていた。本人の言っていることが矛盾している場合は記録とのつながり等を確認しながら説明をした。
91	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			平成2～3年に社会保険事務所で年金手帳の再交付業務を担当していた際、申し出の職歴に該当する被保険者記録が見あたらないことがまま存在したこと。	女性の場合は職種によって年齢を偽って働いていたことを知り、生年月日の年を2～5年の範囲で検索するなどの対応がとれた。 当時は現在のように繁忙な状況ではなかったため、このような丁寧な対応が可能であったが、現在のように欠員があり、常時繁忙な状態であれば時間をかけた処理は困難かと思う。 また、サービススタンダード等により一定の時間以内に処理を行う必要性も高まっていることも相まって、1件の処理に時間がかけられなくなっているかもしれない。
92	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	古い(昭和20年代～昭和30年代)厚生年金被保険者原簿について、紙が破れていたり、インクが水でにじんで字が判読できない状態のものがあった。	その当時の最善の方法で記録していたものと考えられ、今となっては解決の方法が思いつきません。 ただ、受給者が死亡していくことを考えれば解決を急ぐ必要があるのは事実ですが、急くあまりに短期間の事例を一律救済するやり方は誤っていると思いますので、現在の第3者委員会がベストと思います。	被保険者原簿が破れて記録が不明となった被保険者にとっては、財産権の侵害という大きな問題と認識しています。また、その存在を知ったのは、加入記録照会の業務に携わった平成5年ころです。	被保険者原簿が破れて記録が不明となった事例では、対応できませんでした。 昭和20年代の届出方法や記録方法については、当時の最善の方法で記録していたと思います。 ただ、記録問題の中でも、事業主からの届出誤り(退職日と資格喪失日の関係)も多数存在しており、届出誤りかどうかは現状でもご本人からの申出に頼るしかなく、社会保険側では確認の方法が無いのが現状であることから、年金通帳は有効な手段と考えます。
93	地方庁	その他(社会保険事務所)		専門部署を設け、一括集中処理する。	端末で確認できる以外の記録があるとは思わなかった。 マスコミ等で騒がれるようになってから。	お客様の意見を聞いて、お客様の言われる記録があると仮定して調べる。
94	地方庁	社会保険事務所長	特になし	昔の事業所名称や所在地が詳しい方の協力が必要	年金給付(裁定業務)を担当していた当時(20年くらい前)、年金手帳を何冊も持参されるお客様が比較的多く、ご本人の記録を確認する作業に時間を要した。	基礎年金番号以前は、制度間で手番が払い出されており、早期に基礎年金番号に統合する必要があった。
95	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません	システム上のデータベースから、不具合のある可能性が高いデータを特定する方策を考えることが肝要だと考えます。 ただし、元々は紙台帳からデータベース化された記録については、紙台帳の個人記録の確認・補正作業と言う特性上、まとめて大量処理をすることは不可能であり、また、原則として一件毎に個別の対応が求められることから、十分な予算措置を取った上で、作業の体制を拡充することが肝要であると考えます。	上記、紙台帳記録のシステム化の精度については、システム構築の歴史(当時のコンピューターの性能等)を考慮すると、完全データ化できていないものがあることはやむを得ないことであると思いますが、納めた保険料に対する給付を適正に受けられないのは、非常に大きな問題であり、皆さんに、ご自身の記録をきちんと確認してもらって、正しく給付を受けてもらいたいと考えていました。 問題を知ったのは、記録問題が騒がれるようになってからです。	この記録問題が騒がれ始めた頃、ちょうど地方出向しており社会保険調査官と徴収の仕事をさせていただきました。 窓口に来られる方は、「健康保険制度の利用」に関することや、「保険料をなるべく安く抑えたい」という思いが強い方が多いのと同時に、叱咤激励、いろいろなお言葉や思いを残されていきました。 その皆様に教えられながら、与えられた役職としては、将来の年金のことを踏まえ、目先にとらわれないよう指導する等、対応させていただくよう心がけておりました。 また、業務センターに戻ってからは、年金特別便の作成・送付業務に携わらせていただきました。 このような時期に、このような大きなプロジェクトに携わらせていただけることは、そうあるものではないと思います。自分でも完璧にできたとは思ってはいませんし、よくお叱りも受けたところではありますが、皆様に記録を確認していただく大切なお手紙をお届けするため、自分のできる限り、微力ながら最大限の努力をさせていただきました。 この問題点の反省点としては、根本的な組織「体制」にあったように思います。よく「3階層」等と言われていしたが、本庁幹部・本庁組織・地方庁組織の意識共有ができず、仕事に対する「温度差」が出ていたように感じます。 当庁は非常に大きな組織であるため、その弱点が出てしまった状態であり非常に残念でなりませ

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
96	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	個々人の記録については、その方々の職歴を把握することが重要であり、個々人が積極的に年金相談をすることが必須と考えます。 社会保険庁は、これらの方々に対し、丁寧に対応することと考えます。 ただ、真面目に年金保険を納付してきた人、保険料を払ってこなかった人、未加入だった人が存在するので、解決を急ぐあまりモラルハザードを起こさないようにすることが大事と思います。	大変な問題と考えています。 問題となってからです。	相談者等の一人ひとりに丁寧に対応することしかないと思います。 被保険者の年金に対する意識を高めるような広報等が足らなかったのではないかと考えます。 年金を受給するような年齢になって、初めて年金に対する意識が発生するようなところがあると感じる。若年者は特に年金に対する意識が薄い。年金に対する国民の意識形成が十分ではなかったのではないかと思う。
97	地方庁	その他(社会保険事務局)	問題についてはあまり分かりません。	問題があれば、解決すべき最善策を検討する。	平成18年度の冬頃、世間全体で年金記録問題が発生したときに知りました。 年金記録が消えているということについては、大変な問題であり、被保険者の方の記録を取り戻してあげるのが最優先事項だと認識しています。	「ねんきん特別便」の送付の際、年金窓口において対応しましたが、まず、被保険者の立場に立って話を聞き、記録が消えたという期間を取り戻せるよう何度も過去を思い出していただくような対応をした。 この年金記録問題についての反省点については、紙台帳からオンラインシステムに切替が始ま
98	本庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	・過去の記録管理の正確性の欠如 ・職員のコンプライアンスの欠如 ・年金記録問題発覚後	・記録回復に向けて原票、名簿等と突合し正しい記録への回復作業 ・膨大な作業量及び昔の雑跡等のため完璧に処理されたとは言い難い
99	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知らない。	非常に大量ですが、最終的には1件1件確認し、整理していく。	老後の生活設計の柱としての年金で、その計算の基礎となる年金記録の管理が不適切なんであり、大変な問題と認識。メディアに報道されるようになって初めて知った。	受給者、受給権者、被保険者に対し、なるべく過去の記憶を思い出せるように誘導し、ちょっとでも思い出すことがあればなるべく調査に回す。もっと早い時期から本人と思われるデータを開示
100	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	新たに年金記録の判明したにもかかわらず、記録追加に伴い、年金額が下がったり、加給年金や振替加算の関係で受給者にとって不利になる場合があるので、苦情の原因になる可能性がある。	年金に加入中で、まだ支給開始になっていない人については、そのまま記録追加を行い、すでに受給中のものについては、本人の意向により、記録追加をしないこととする、措置が必要ではないかと考える。		
101	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	特になし。	[redacted] 問題としての認識は薄かったと思います。 いずれ年金請求の際にとりこまれるだろうと思っていました。	認識不足で手をあげて問題化はしていませんでしたが、これは、もっと早い時期に庁全体の取組として、待つ姿勢ではなく、現在取り組みのこちら側からでる取組が必要だったと思います。
102	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			記録問題の大半は基礎年金番号導入時からの統合もれではないかと認識し、 問題となったのは、当時の入力ミスに関しては社会保険庁の問題意識の低さからなる記録の扱いの軽さ、支給年齢までは問題とならないという安易な考え、 また、国民の意識の低さ。さらに国民年金の扱いに関しては市区町村職員についても社会保険庁職員同様に意識の低さ。 本人の記憶漏れ等に関しては、個人の意識の低さ、扱いの軽さ、 また、その責任が不明確のため、それら詳細を伝えきれず社会保険庁の責任としたマスコミの報道、及び政争にされたもの と考えていた。 未統合記録が存在することは、基礎年金番号導入時に認識したが、それが問題である(入力ミス、オンライン記録に無い等)ことを知ったのは、平成19年頃。	年金記録を大切な納付記録であると考え、より慎重に扱うようにした。
103	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません	地道に作業を続ける	平成19年5月頃 基礎年金番号に未統合の手番が多数存在するという認識 当初は記録が消えたとは思っていませんでした ただずさんな年金記録の管理があったことは事実であり、適切に管理しこなかったことは大きな問題と思っています	被保険者の利益のためでなく、組織として収納率をあげる、納付率をあげることばかりが重要視され、まったく被保険者の立場にたって仕事をしてこなっかたこと 法令遵守意識の欠如 いままで当たり前と思って行っていたことが、ほんとに正しいか確認しながら仕事している。コンプライアンスカードを携帯し、常に意識して仕事をしている。
104	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません	現在の取り組みを着実に進めていくことしかないと思います。 また、圧倒的に不足している人員の大幅増(正職員)が必要と考えます。	記録問題に関係する業務に携わったのは、昭和56年～58年頃に厚生年金の裁定を担当しただけなのですが、当時は、年金に対する理解も低く、手帳記号番号を複数もっている方も非常に多く、古い記録の確認は、年金受給の際に行うものという意識でした。この問題を認識したのは、統合されていない5000万件の記録が明らかになって頃です。	コンピュータが発達していなかなかで、年金記録を個人毎にきちんと管理するには、被保険者の協力が必要となりますが、当時、被保険者の多くは、受給者も少なかったことから、年金を身近に感じられず、年金は遠い将来のことという意識で、手帳を複数所持するなど年金制度に対する理解も低かったと思います。年金制度の理解を深める努力が不足していたのかもしれません。
105	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません	過去の紙による記録を、現在の電子媒体に変換することに対して、性急な対応をしており、整合性の無い誤った記録に変換してしまうことが危惧されます。 今後、このことが新たな記録問題として数年後に発生する恐れがあります。 このことから、曖昧な記録を時間をかけて確実な調査を行った上で、登録していただきたい。 地方には、年金を長期に担当していた職員が高齢ですが、現職にアドバイスを行いながら確実な記録の補正を行っており、これらの方々のスキルをもっと活用することを考えていただきたい。 特に、現在では考えられないような勤務体系の職種であった船保や炭鉱関係、また事業所名称が屋号の時代はOBの知識がまだまだ必要とされています。	地方では、厚生年金の記録については、確実な記録と認識しています。 巡達後の登録の段階での問題であります。 また、国民年金の記録は市町村の記録の管理、社会保険への伝達の問題でありますが、いずれの記録も確認段階でチェック機能が無かった。 庁全体で認識が甘かったこと、システムの不完全さ、基礎年金創設時の予算を削られたことなど(当時の大蔵省を含む)政府全体の問題でもあった。 記録の曖昧さを知ったのは、問題が起きたときです。 しかし、その後業務センター勤務経験したOBは当初から危惧していたと話しており、地方と本庁の情報の疎遠を感じた。	自分自身の記録に置き換えて、お客様へ対応した。 反省点は前問の回答に記入した。 その他にシステムの早期刷新をお願いしたい。
106	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			実際にモノを見たことはないので、詳しくは知りませんが、文字化けした電子記録や、古くて読めなくなった紙の記録といった認識です。 また、古い記録ほど分からないということを考えれば、市町村職員等に問題があったのではないかという認識です。 年金記録問題ということを知ったのは、社会保険庁に異動してきた平成20年7月です。	
107	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
108	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	特にありません。	未統合の記録があることは知っていたが、その数が5000万件にものぼるということは、19年5月、報道で大々的に取り上げられるまでは知らなかった。 年金給付課で裁定請求書の審査をする際に、他県で受付し回送されたものは、本人への確認が不十分なものが多かった。受付た事務所に確認するも「本人からの申し出がないものについては確認していない」との回答。そのため、私からご本人に電話連絡し、記憶の掘り起こしを行ったところ、48月の厚生年金期間が本人のものと判明した。受付事務所によって対応が違うことに恐ろしさを感じた。	自分は、裁定請求書の審査の際、記録の取りこぼしがないように注意した。裁定請求書を受け付ける際の対応に、担当者によってばらつきがあるのも問題のひとつだったのではないか。
109	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知りません。	現在行われている方策を着実に実行することだと考えます。	昨年4月に採用されましたが、その時点ではすでに世間一般では大きな社会問題となっていました。 その時点では、問題解決に全力で社会保険庁は取り組んでいるものの、なかなか終息しないなという認識でした。	私は、庁一筋で仕事をしてきた職員とは違うので、その経験や視点を生かしながら、自分の置かれた立場の中で、微力ですが精一杯努めてきたところです。 現時点では、まだまだ年金問題は収束の方向とまではいえないので、引き続き努力する所存です。
110	地方庁	社会保険事務所課長級以上	分かりません。	窓口や一般業務と切り離し、集中して記録の整備を進めた方が効率的だと思います。	今思えば、国民年金の業務を担当していたとき、保険料を納付したはずなのに未納になっていると、お客様が窓口にお見えになったことがあり、先輩に相談したところ、納付した証拠(領収書等)が必要であると教えられたので、当時問題であるとの認識はなかった。この様な問題になり当時から問題があったのだと思いました。また、基礎年金番号導入時に、事務所の窓口は大混乱で、考える暇もありませんでした。	日常業務での保険料の取扱い等を今までにも増して注意を払うようになりました。また、窓口・電話等の相談に対してお客様の話をより一問聞き取り、出来得る限り調査を行いました。また、当時担当されていた方の処理方法や記録統合時における徹底したチェックが欠けていたと思います。
111	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知りません。	旧台帳とオンライン記録を全て突合すること。	平成19年当時は事務所の年金相談窓口に在籍していたので、問題発覚と同時に、お客様が殺到しました。 不安を煽るような報道のされ方だったので、全く問題のない方にまで、ご心労をおかけしてしまい、申し訳なく思っていました。	窓口にいらっしゃるお客様には、納得のいくまで説明するよう心がけました。 ただ、窓口でオンライン記録とマイクロを突合していると、オンライン入力のミスが 散見されたので、入力ミスは少なくないのでは、と不安になりました。 当時の入力ミスでこのような結果が起きたので、当たり前ですが、作業にはミス のないよう努めなければならないと思いました。
112	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	複数の手帳番号保有による基礎年金番号への未統合記録の存在は知っていたが、ここまで根深く深刻な問題であるとは報道や国会で取り上げられたことで初めて知った。	現時点では、考えうる限りの方策は取っていると思うが、やはり対象が高齢者、既に死亡している者、申し出等をしない無関心な者などであることを考えると、完全解決は事実上無理であると思う。 役所サイドの努力は続けつつ、年金記録回復委員会が提案している調査の簡略化や一定条件	(1)と同じ。	個人的に対応した(出来た)ことはなかった。 反省点としては、過去において紙媒体からオンライン端末への移管が適切でなかったこと、裁定時確認で良しとする記録管理の不適切な考え方、安易な新番号の払出など、組織としての記録管理の重要性の認識の欠落が大きな原因であったと思う。
113	本庁	その他(本庁)	今年10月に採用されたばかりなので、特にありません。	この問題で、最終的に利害に直接かかわるのは国民一人一人であることが、意外に理解されていないような気がしてなりません。特に年金XX便への回答の状況をみるとそれを感じます。年金記録の公開とあわせて、この点を強く広報して「自分自身の老後の生活費」の問題として認識して頂くことが、必要ではないかと思います。責任の所在の問題は別として、現実的問題の早期解	新入がえらそうですみませんが、社保庁の基本的な方針(現場裁定主義)・事務処理の問題点と、(意外にも)国民の年金制度への無関心さが、一気に露呈したのではないかと感じます。問題自体は、報道され始めたころからずっと関心を持っていました。	庁内では毎日の課題に対応するので精一杯ですが、国民の一人としては、少なくとも自分と家族の年金記録をきちんと把握しておこうと思うようになりました。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
114	地方庁	地方社会保険事務局長	「世間一般に知られている」とはどの範囲までか判断が難しいところですが「未統合の5，000万件」「報酬等の遡及訂正事業」「厚生年金基金記録との不整合」「職員による不正行為(職員家族の時効後の保険料収納)」といった以外の社会保険庁職員の不作為・不正行為による問題の存在は認識しておりません。	国民より公的年金制度及び新組織(日本年金機構)に対する信頼を回復する(得る)ためにも、多種に亘る年金記録問題(未統合5，000万件(定期便、受給者報酬便等への対応)、厚年基金記録との不整合等等)を一日も早くの解決(解明)するために次の方策を講じるべきと考えます。 ①各作業の都道府県単位の集約化 (現時点において集約済み) ②調査(作業)要員の機動的・集中的な配置 (年金記録問題対応に精通した多くの職員を各作業の進捗状況に応じ機動的・集中的に配置し作業の正確性・迅速性を確保する) ③各作業(解明状況)の進捗状況の定期的な公表 (国民に対して取組み状況を包み隠さず定期的にお知らせする)	年金記録問題をどのような問題と認識したか 社会保険庁組織(職員)に対する信頼の失墜のみならず、公的年金制度に対する国民から信頼を失い、国民年金制度の未加入・保険料未納問題といった空洞化をさらに進行させ、しいては、保険制度としての公的年金制度が崩壊(保険方式から税方式へ)ことととなると懸念した。 また、基礎年金制度導入以前の職種によるバラバラな公的年金制度といわゆる「裁定主義(待ちの姿勢)」が未統合の5，000万件を存在させた要因であり、そのような制度(バラバラな制度・裁定主義)であることを国民の皆さまに詳しくお伝え(お知らせ)するべきであったと認識しています。 年金記録問題の存在を認識した時期 平成10年頃に運輸・交通関係の適用事業所の「偽装全喪問題」が社会問題化された時期(厚生年金を脱退したが保険料負担の関係から国民年金は未加入(あるいは未納)となることで、将来、無年金者となる懸念)	職員に対する公的年金制度の仕組みの教育 なぜ、各制度が創設され、なぜ制度改正が行われたのかを再教育し、国民の皆さまへに対ししっかりとした説明ができるような職員に育て上げるとに努めた。 年金記録問題に対する反省点 社会保険庁組織の構造問題 よりゆう「三階構造」のみならず、地方庁においては「保険課」「国民年金課」という「二層構造」が存在していた時期においては、それぞれの階における職員の公的年金制度に対する理解度に大きな格差があった。 (保険課＝厚生年金保険と船員保険を理解していればことが足りた) (国民年金課＝国民年金を理解していればことが足りた) そのような二階構造の下、国民の皆さまに対する公的年金制度の周知活動がバラバラに実施されてきたこともあり、わかりずらい公的年金制度という意識を国民の皆さまに植え付けてしまったと考えます。 国民から新組織に対して信頼を寄せていただくためにも、年金記録問題の一日も早い解明(解決)を果たすことと、社会保険庁(新組織)の唯一の商品である「公的年金制度」を全職員が熟知し、全職員が商品の説明をお客さまである国民の皆さまに正確に説明でき、商品に対する安心を持っていただけることができるようしていくことが重要と考え。今後も努めて行きたいと思っているところです。
115	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知らない	今後始まる紐台帳或いは国民年金の市町村名簿との突合せを迅速・適格に行い、これに伴う再裁定及び記録訂正を最優先に取組むことが肝心である。	宙に浮いた年金記録が5000万件あると知った時に、「やっぱり」と思った。というのは、当県には温泉ホテル街が多数あるが、ホテルの仲居が偽名・偽生年月日で雇用されていると、当時年金相談した仲居さんから聞きました。本人も該当者で年金手帳を7～8冊持っていました。その頃から、将来こういった被保険者の方々が、受給年齢に達して年金請求に来たときに、大変こまるだろうな思った。 また、払い出し簿の確認調査があったが、たまたま担当した払い出し簿の氏名に「〇〇220」とあり「〇〇ふむまる」とよみがなが付してあった。極端な例かもしれないが、この被保険者期間は生涯行き場のないものだと思った。 私ども保険者の確認ミスも多分にあると思うし、適用事業所に対する適正な届出周知指導が不足もあったと思うし、とりわけ一番大きいのは将来の年金額に影響してくるという認識がなかった	この年金記録問題が少しでも早く解決するために、諮詢査の迅速終了に努力した。また、事務所の再裁定遡及・特別便の回答について支援を行った。 年金への信頼回復を旗印に種々の施策がされたが、現場のマンパワー以上のパワーが必要となり、殆どのものが遅れ遅れとなったことから、小出しとは言わないが、現場の現状と連携しながら対応していかないと、最終的には年金受給者及び被保険者の皆様に迷惑がかかることとなる。
116	地方庁	地方社会保険事務局長	存じておりません。	—	平成9年に基礎年金番号が導入された頃、「他に手帳記号番号はありませんか」と、かなり広報されたと記憶しているが、その周知が足りなかったんだな、と認識した。 未統合の年金記録が5千万件もあることは、平成19年5月の国会で取り上げられるまで知らなかった。 その他の記録問題も同じ状況である。	[redacted]「あなたの年金記録をもう一度チェックさせてください」のチラシを配布した。 本当に真摯な思いで、一人ひとりに配布した。 反省点としては、基礎年金番号導入時に、もっと予算を使い、チラシ配りや、「ねんきん特別便」等を行うべきであった。 したがって、制度改正等が行われた場合は、ある程度の予算を使い、広報、周知徹底を行うべきである。
117	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	他の業務より最優先し、多人数でこの問題に取り組む。	存在を知ったのは、マスコミ等で報道されてから。 また、その事実を知って、非常に驚いた。	報道された当時、ちょうど年金給付課に所属していたので、多くの問い合わせ・苦情等受けた。 できるだけわかりやすく・丁寧に対応するよう心掛けた。 また、この問題の反省点については、個人記録等を機械化した当時の対応・処理等の方法や組織全体の体制に原因があったのだと思っています。
118	地方庁	その他(社会保険事務局)				
119	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じません。	粛々と進めるしかないと思います。 しかし、作業人員等(組織内融通でなく)はしっかり確保が必要かと思います。	新聞等で報道されだしてしばらくしてからだと思います。	対応については、当時、医療の担当部署に配属されていたため、特段の対応はできません。 問題点については、組織内部におけるチェック体制の不備が最大の問題であったと思います。 そのほかには、(保険料の取り扱いに関する)法整備の不備などが考えられると思います。
120	地方庁	社会保険事務所長	特にありません	「年金記録適正化実施行程表」及び「年金記録問題のこれまでの取り組みと今後の道筋」を着実に実施していくことが肝要と考えます。	国民年金記録については、定期的に市町村との記録を照合する中で、同一の記録となるべきですが、一致しない記録が永年の中で発生していたものと考えます。	国民皆年金になるまでの歴史、それぞれの制度における記録管理の方法が一元的にできるものではなかったことから、記録問題の発生は必然性があったものと考えます。
121	本庁	その他(本庁)	なし	なし	年金記録問題は、過去の年金記録が誰のものか分からなくなってしまったり、あるはずの記録がなかったりすることであると認識しています。 この問題の存在を知ったのは、大学生の頃で新聞に年金記録問題が取り上げられた時です。	今後は年金記録を確実に管理するため、オンラインシステムを活用するとともに、定期便により本人にも年金記録の確認をしてもらうので、そういった管理基盤を理解するとともに、仕事をするうえでシンプルに物事を考えながら仕事をするよう心がけています。 年金記録問題の反省点は、現時点からみれば情報の管理体制が十分でなかったのではないかと思います。
122	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特にありません。	現場では、オンラインシステムに登録となっていない記録の照会について、旧台帳等により確認作業をしておりますが、働いていたことだけで厚生年金加入をしていたとの主張をする方が多いところである。基礎年金番号に登録されていない未統合記録を解消するには、個人からの情報が正確に申出してもらうことが必至である。市町村協力による名寄せも有効な手段と思われるが完全に解決するとは思えない。	未統合となっている記録については、基礎年金番号設定時点では、大量の未統合記録が存在し、過去記録を本人照会し確認をしてきたところである。このような取り組みをしているにもかかわらず、回答率は少なく苦心したことが記憶にあります。このようなことから、本人との記録を確認できるのは年金請求時点が唯一の接点となっておりました。	社会保険委員に対して、講習会等の開催都度、従業員に過去の記録を確認していただくようお願いをしてきた。
123	地方庁	その他(社会保険事務局)	保険料を納付した記憶は定かでない方が、一応調べてほしいという記録照会が大半であり、結果はその多くが記録がないという回答が多い。これは、この問題に乗じた国民の行動に他ならないが年金を増やしたいがための「念のため期間照会」が数多く見受けられる。	職員はこれまでの取り組みをマンパワーで継続して行うしかないと考えますが、その他、マスコミ等の前向きな協力も不可欠ではないかと思います。	銀行に預けた預金を行員の不始末で預金額がわからなくなったのと同様の重要な問題 マスコミで大きく取り上げだした頃に、ことの重大性を認識した。	相談者には、記録は存在するという気持ちで接した。 職員のモラルの欠如も原因と考えられる。
124	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	〇厚生年金加入記録の統合について 旅館の接待業などに従事してきた方々の中には、雇用条件等から氏名や年齢(生年月日)なども偽って勤めてきた方もいます。 しかも、条件のよい勤務先へ短期間で次から次と変わる方の場合は、ひとりで何十もの年金手帳(旧厚生年金保険番号)を発行されているケースもあります。このような記録をどのように一人の年金記録として統合していくのか問題であると思います。 世間一般に知られていない問題ではないかもしれませんが、思っていることを記載しました。	〇勤務先が変わる度に氏名や生年月日が変わり、本人ですら記憶がない状況であるとしたら、一人の年金記録として統合することは非常に困難であると思います。 このような年金記録のある方が多ければ多いほど、未統合のまま誰の記録か判明しないものが残ります。問題解決の方策としては、本人の記憶をたどるしかないのかもしれません。	年金記録問題が問い質される以前については、年金記録の統合、補正を行うのは、本人が年金裁定請求時に社会保険事務所の窓口に来所された時などに本人からの聴取等に基づき、行うことが通例とされてきました。 前例踏襲といった何も疑わず行ってきたことが大きな原因ではないでしょうか。 当事者として内側からしか見ていなかったため、問題であることさえ認識していなかったというのが本当かもしれません。ですから、この年金記録問題が問い質され始めてから、今まで思いもよらない問題が多々あると認識しました。	前例踏襲を改め、この年金記録問題を解決するため、あらゆる調査、作業に全力で取り組んできました。 また、年金受給者、被保険者の方々の年金記録に係る相談、照会などについても、綿密な調査するとともに、納得のいく説明に心がけてきました。 知らず知らずに前例に従ってしまうという役所体質が抜け切らないところもありますので、常に問題意識を認識していかなければならないと思います。
125	地方庁	その他(社会保険事務局)	紙台帳がすべて正しく記載されているとは思われない。転記誤りが多数ある可能性がある。	紙台帳の記録の正しさを証明するのは、当時の証拠書類がないため困難と思われる。		

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
126	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特に承知していません。	本来事業を進めつつ、記録問題に取り組んでいくのは非常に厳しい。 庁としてというよりも、政府としての対応が決められれば、それに従ってやって行かなければならないが、どういうやり方で進めるにせよ、記録問題については、 専任の体制を組まなければやっていけないと思う。 一方で、記録問題最優先のため、本来業務がお座なりになってしまっているのが現実。これでは、数年後には、そのつけが回ってくると思う。 従って、あくまで個人的な意見として、無理は承知で言わせていただければ、記録問題対応のための体制・人員は、すべて別枠で対応する。 また、どこが最終目標なのかがわからないというのは、つらい話。表面的には分かっていても、現実としては違っているように感じる。問題が続発したり、政権が変わったりと、やむを得ない要素が多々あるとは思うが・・・。	『大変な問題、重要な問題』としか言いようがありません。 いつ頃問題を知ったか、ということについては、報道や調査等が行われたことにより承知したというのが、正直なところです。	『あなたはどのように対応しようとしましたか。』という質問の趣旨がわかりません。 どのように回答すればいいかわかりませんが、強いて挙げれば、自分で担当することになった場合は、しっかりとやるということです。
127	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	制度・事務処理方法の抜本的な見直しが必要と考える。 記録問題は事務処理のいずれかの段階の誤りが長年放置され続け、累積してきたものが、まとめて多くの国民の知るところとなった事象と考えているが、一度起こってしまった誤りを時間をおいて明らかにするのは莫大なコストがかかるうえ、その問題解決のために労力をかけすぎ新たな誤りを生産し続けるのでは解決はおぼつかないと考える。 また、ヒューマンエラーの発生を職員への意識啓発・教育によって抑止するようにするのは当然ではあるが、そもそも事務処理方法がミスを誘発しやすいものであるなら、その効果も限られたものになってしまう。 事務処理方法を見直すにしても、複雑多岐にわたる制度によりさまざまな制約を受けるなかでは、見直すにしてもやはり限界がある。 生産コストを下げるために、製品の構造そのものを見直すように、民間の事務処理手法や現場の意見を制度にフィードバックし、新たなる事務処理誤りがそもそも発生しづらい環境を構築したうえで過去の記録に取り掛からなければ、再度「年金記録問題」は起こると考える。 まず、現在の事務処理は「ミスを起こしにくいもの」になっているかの検証が第一と考える。	「年金記録問題」というものの定義にもよるが、これほど大規模な範囲で問題が潜在していたと知ったのは、新聞報道等がさかんにされるようになってから。	自分の職務として行う事務処理が、全体の中でどのような位置づけであるかを再度把握しなおし、仮に事務処理を誤った場合の影響について想定を行い、より慎重にチェックを行うようにした。また、事務処理方法を打ち合わせるときにも、そのような視点で主張するようにした。 反省点としては、被保険者個人に対し、ご自身の記録の内容についてよりこまめに連絡をして、社会保険庁と被保険者の相互チェックシステムをもっと早く構築しておくべきであったと考える。
128	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	市区町村の支援を得て、ローラー作戦で1件1件つぶしていく。	特別便以降。	国民年金事務を市町村から国に移管したこと。
129	地方庁	その他(社会保険事務所)				
130	地方庁	その他(社会保険事務局)	年金特別便の回答を終了させるために、不十分な(間違った)調査をし、その上間違った回答が半分程度あること。	年金特別便について20年受付分を20年12月まで、21年受付分を21年3月までに終了させる方針を転換する。その上で、特別便調査・回答を担当している職員が特別便の調査・回答ができない職員に対して定期的に課ごとに職員を集めて調査・回答の方法をレクチャーし、調査から回答までできるようにすることによって回答する人数を増やし年金特別便を1件でも多く回答するよ	国民年金の収納率アップのための不正免除、不在者登録と同じことを繰り返すと認識していた。	
131	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし。	残存している記録を整理の上、可能な限り統合作業を進めいていく。また、不可能な事案等については、種類分けをし、永続的に管理する。	オンライン登録もれがあることは認識していたが、全体的なデータはなかったことから、極まれな事例と認識していた。ここまで多く存在することは知らなかった。	出来得る限り、未統合記録を解消していく。記録管理する立場としての意識があまりに低く、10年程度の台帳記載方式というツールにも非常に問題があるし、被保険者にももっと記録の大切さを認識させておくべきだった。また、発覚後の対応もわかりずらく、迅速に対応することのみを念頭においての作業であり、混乱を招き、更なる不信感を与えたケースも少なくなかった。高齢者問のことを考えればスピード感は大切だが、逆に高齢者だからこそ非常にまじめに考え、不安を抱えて来所するケースも多々あった。同じ人に2回も3回も同じようなことをお願いすることはムダといわれても仕方がない。スタート段階でもっと入念に計画を立て、専門分野のスタッフを集め
132	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	社保内では知られてることだとは思いますが、ご本人が就職に有利なように、あるいは他の理由により、別の姓名・生年月日を使用している場合があること。 また、受給者の場合、年金の裁定手続き時に「あなたの記録ではありませんか」と聞いても、配偶者に知られることが嫌で否定したまま手続きを行い、今になって記録がもれている、と申し出があること。 ご質問の意味とは違うかも分かりませんが、 国民年金の場合、夫婦二人分は支払えない、二人分を中途半端に納めて両者とも受給権がないよりは、ということで夫あるいは妻の分だけ納付していることが多々ありますが、これを「それ			
133	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		オンライン上にすべての記録(紙台帳等)を整備し、検索できるようにすることが、最優先と考える。	年金記録について、同一人でありながら、年金番号を複数持っている者が、大勢いることは、社会保険に勤務した当初から知っていたが、年金請求時に、本人が、申し出れば、特に問題はないと思っていた、また、年金は請求してはじめて受給できるものと、教えられてきたこともあり、請求しなかった期間があるとすれば、本人の責任であると思っていた。	年金請求等の窓口で、年金加入期間については、基礎番に入っている期間以外にないか、聞き取り、また、オンライン上で氏名索引(特に旧姓)をして他に記録が出てこないかの確認を徹底している。 反省点としては、年金加入時に過去に年金へ加入したことがあるかの確認を徹底すれば、少しは、記録もれといった問題は解消できていたと思うし、すべての国民に共通して年金に対する意
134	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特にありません。	既に明らかにされている工程表等に従って、地道に進めるしかないのではないでしょうか。	いつ頃と特定できません。紙ベースのものをコンピュータに移し変える際にかなりの間違いがあるのでないかと思っていましたが、当時の機器の性能等を考慮するとある程度は已む得ないと考えます。	年金給付を担当していた当時は、年金裁定請求時にご本人の記載する職歴と保有するデータとの突合せを特に丹念に行い、空白期間がどうなっていたのかをご本人の記憶をたどりながら、漏れがないように努めました。 もっと早くから、人員、経費等を投入すべきでした。
135	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
136	地方庁	社会保険事務所課長級以上	思い当たらない。		持ち主の判明していない手番が多数あることは認識していた。 いつ頃からかは分からない。	資格取得届等の処理時に疑重複手番の確認。 社会保険庁の記録の管理に問題があったと思う。
137	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特に知りません。	市町村を始めとして、全行政機関の協力を得て取り組んでいくことではないかと思います。	年金記録(厚生年金)被保険者台帳及び厚生年金被保険者記号番号個票が昭和17年以降に作成され、これをを使用して被保険者の記録を調査・確認する作業を行った時、年代により紙が劣化していたりして確認できないものがあった。 昭和59年に事務所年金係長として年金手帳の再交付業務に携わっていた頃でした。	課内で、話をしたと思いますが、上司に相談してこれ以上の劣化を防ぐ手立てなどを提案したことはありません。 マスターを業務に使用して保存用としてバックアップを作成、保存していなかったことが反省すべきことかと思います。
138	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	完全に解決することは不可能と考えられる為、本人(又は家族)様からの申し立てによほどの矛盾がなければ認める方向で進めるしかないと思います。	被保険者の方が保険料を払ったのに給付を受けられないことは保険者として大きな責任があると考えていた。	年金問題に対しては窓口応援等に積極的に参加し、出来るだけ相談に丁寧に応じることを心がけました。 年金記録問題は保険料が徴収されてから給付されるまで長い期間を要することになるため、解決が後回しにされたり、認識が甘かったことが最大の問題と思います。制度やシステムの問題があったにせよ問題認識があれば被害がここまで大きくなることはなかったと考えています。
139	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	人員をもっと投入すべきです。	社会保険庁のこれまでのやり方の問題が表裏された問題と認識していました。 過去記録の整備が必要なことは、平成9年の基礎年金番号を導入した時点からあることは承知していましたが、これほどの問題認識はありませんでした。	・これまでの認識を改め、お一人お一人の記録をキチンと確認する必要があると認識しました。 ・地方庁に在籍していた期間は、記録問題を真摯に受け止め、自ら対応にあたることを心がけ、また、部下職員は勿論、オービーや地方自治体、関係機関、関係団体のご協力をお願いして、できる限りお一人お一人に対応するようにしました。 ・組織としても職員個々人としても、社会保険庁内部の理論で進めてきて、年金制度を運営する立場として、長期的な記録の管理が必要な事業であるにもかかわらず、その意識が足りなかった点、また、国民の目線に立った仕事のやり方をしてこなかった点、コンプライアンスやガバナンスの意識が欠如していた点、などの反省点が挙げられると思います。
140	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	厚年同月得喪後に厚年加入した場合や他の被用者年金と重複して加入できない分の保険料については、還付すべき保険料が事業主からの請求がなければ還付されない仕組みのため多くの被保険者に還付されていない。(個人での保険料還付請求が認められていないため)本来おかしいのでは。	今までの記録の整備も大切であるが今後の記録を正確に管理していくことが重要。現在の入力方法では必ずパンチミスは発生する。ハローワークのように届出書をOCR化し届出内容を本人宛に通知し、確認頂くなどが必要と考える。	記録不備があることは、潜在的に認識していたが、問題として認識したのは国会で論議された頃から。	運営部企画課でまさに記録問題に携わってきましたが、政治主導で時間的制約の中で行われた施策は、準備期間も短く国民の立場に立ったお知らせができていなかったと思う。システム構築に時間がかけられずにスタート日が先行し充分な検証が行われないまま発送され、お知らせ内容に混乱を招くような内容があったことなど。
141	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	引続き確認作業を地道に行うのみ。	平成18年頃知りました。それまでは、問題があると認識していなかった。	社会保険庁の指示のとおり。以前より記録確認の取り組みを十分行うべきだった。
142	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	現時点で残っている紙台帳等をすべてデータ化したうえで、オンラインで確認できるよう、定期便、窓口相談等により統合していくしかないと思われる。	年金記録問題は年金制度を根本から揺るがす問題であると認識している。 年金手帳を複数持っている人が多数いることは認識していたが、その他の問題については、マスコミ等を通じ知った。	個人としての対応については、窓口で記録の相談に来所した方々に対し、丁寧な対応をするとともに、可能な限り記録を探し、統合した。 年金記録問題については、年金制度の根幹である記録管理に対する意識の低さが反省点として挙げられる。
143	地方庁	その他(社会保険事務所)	ないです。	専門部門の職員をふやすこと	認識はしていませんでした。期間照会業務を担当していましたが、そのときは 本人よりの申し出によるものでいたので、申し出がある場合のみ調査して回答していました。反対にそのときは本人の意思なしに調査することはありませんでした。記録問題については、新聞報道されたころです。	期間照会担当業務のころに、新聞報道やテレビ報道がありましたので、 期間照会を窓口で申し込みされた方で、回答を交付された方については、再度確認しほかに記録があると思われる場合は本人へ連絡をして、もれがないように処理していきました。反省点としては当時の処理が基礎年金番号制でなかったためとおもいます。
144	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	現在の取組方策を着実に実行していくことが重要であると考えます。	年金記録はコンピューターで厳密に管理されたものであるため、このような問題が生じるとは考えられませんでした。当時の報道等により存在を知りました。	非常に膨大な作業であるので、優先順位を付けて効率的に対応していくことが重要であると考えます。
145	地方庁	社会保険事務所課長級以上	わかりません。	専門に取り扱う部署をきちんと設立して対応すべきである。	統合できていない記録がこんなにもあるとは思っていなかった。 平成19年に騒がれだしてから知った。	特別便の回答を提出していただくよう窓口又は電話で対応した。 平成9年の基礎年金番号の導入時に徹底的に統合に向けた対応をとるべきだったと思います。
146	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	人員が少ないと思います。もっと多くの人を雇いこの問題にあたるべきだと思います。	非常にひどい問題だと思います。ただ一人一つの年金番号ではなかったので、当然起こる問題なのではないでしょうか。 自分自身が知った時期は世間一般に知られると同時だと思います。	早く問題を解決したいとは思いました。ただ、通常業務をして、この問題にあたるにはやはり人員が少ないと思います。 やるなら徹底的に人員を増やし専属でこの仕事にあたらないと、進まないと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
147	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	記録問題を解決するには最終的には一軒一軒職員が個人宅に訪問し、これで間違いがないかの再確認までが必要だと考えますが、社会保険庁だけでは限界があるため、全国の地方自治体などの協力を得ながら、問題を解決し、今後、同じような過ちが起こらないような対策も講じる	平成19年頃に記録問題が報じられるようになり、様々な事案があることを知りました。当初は誰もがこのような大きな問題になると認識していなかったのではないでしょうか。	一度失った信頼はなかなか回復することはできません。職員一人一人が真面目に業務に取り組み、汗を流すことにより、その結果として、国民の皆さんが判断し、信頼もついてくると考えています。
148	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知られていない問題は存じあげません。	簡単には終わらないと思う。 粛々と地道にやっていくしかないと思う。	裁定請求時に調査し、本人記録をその時点で全て見つけられるものだと思っていた。いまは、そう思わないけども。 どこかの倉庫に紙台帳が眠っていたなど、そのうような問題を知ったのは、新聞報道で騒がれるようになってから。	紙台帳と照合し、本人と思われる記録が発見された際には、こちらからアプローチが必要と思った。 本人からの申出待ちといったような、待ちの姿勢がだめだと思う。
149	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	人手を増やして、記録統合作業を最優先するべきだと思います。	年金記録問題については、平成19年に認識しました。	特にございません。
150	地方庁	社会保険事務所長			平成19年6月頃、知りました。 最初は、基礎年金番号に登録されていない記録なので、裁定請求時等 年金相談時において、統合することで大きな問題に発展するとは、認識していませんでした。	一件一件丁寧に処理すること。
151	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	引き続き、ねんきん特別便に対する回答をいただいていない方、特に本人のものと思われる記録を有する方に対し、訪問して確認するなどの対応をしていく必要がある。	平成9年1月に基礎年金番号による一本化をはかったものの、国民年金・厚生年金の手番が統合されていない方が多数おり、その手番が宙に浮いた形になっている。さらには、厚生年金の手番が誤った名前のよみや生年月日で登録されているものも多く、本人のものと確定することが難しくなっている。 この問題を意識するようになったのは、約5年前ごろかと思う。国会議員の国民年金未納問題が発覚したころと認識している。	特に、未統合の手番をもつ方の記録の確認、統合処理について、迅速、丁寧な対応をした。また、お客様からの厚生年金の期間照会について、フリガナ、 生年月日が違って登録されているケースを踏まえ、本人の記録を探す努力をした。 これについては、基礎年金番号に一本化したものの、事実上一本化するための丁寧な作業が不足していたと思われる。また、厚生年金の手番の登録が氏名と生年月日のみとなっており、住所などのデータがないため、本人のものと確定しずらい。その管理の方法に問題があったのではないか。反省点としてあげられる。
152	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	生命保険会社について、本人が知らぬ間に、不審な資格取得届が提出されていたというケースが少なからずありました。 本人は生命保険会社主催の研修会等に出席しただけであり、勧めてもいないのに、いつの間にその人達の資格取得届が提出されており、2ヶ月程で資格喪失届が提出されているというものでした。 こうした厚年期間については、本人たちも認めてはいませんので、結果として宙に浮いたままで残るのではないかと思われます。 宙に浮いたままの年金記録をフルイに掛ければ、特定の生命保険会社が浮かんでくると思いま	現在、行っている作業を早急に勧めることだと思います。	認識は全くありませんでした。	国・社会保険庁・市町村・事業所が、「年金」というものを真剣に考えて来なかった結果であり、また、あまりにも年金知識のない多数の人たちが関わり過ぎた結果だと思います。
153	地方庁	その他(社会保険事務所)				年金記録問題で社会保険庁に対する不信感が高まってからは、相談者の方々に対しては、親切・丁寧に対応するとともに、相談者の利便を図るために、相談者が来訪するのを待っているのではなく、地区公民館や適用事業所にこちらから積極的に出向いて年金相談等を実施したり信頼回復に努めました。 個人情報の保護、法令等の理解、疑問が生じた場合自己判断をせず相談する等のコンプライア
154	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金の旧台帳記録について、オンラインに収録されていない記録がいまだにたくさんあると思われる。	庁にある旧台帳記録を、早期にオンライン収録すべきと思う。	平成19年に国会で指摘をうけた後に、未統合の手番記録のほかに、コンピューターに収録されていない記録もたくさんあることがわかり、問題の深刻さを徐々に認識した。一刻も早く記録を判明すべく、組織の全力をかけて取り組むべき問題であると考えた。	自分のできうる限り、ひとりでも多くの方の年金記録を整理すべく、誠意を持って対応させていただきたいと考えた。 件数が膨大であったこともあり、当初調査や年金の再決定までに時間がかかりすぎ、お客様にご迷惑をおかけしたことが反省すべき点と思われる。
155	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	地方庁では、これ以上の問題は考えられない。	1. 厚生年金被保険者記録の事業所整理番号の登録と、事業所名を被保険者ファイルに表示する。 (事業所整理番号が登録されていないため、具体的な情報提供が困難。確認作業に支障をきたしている。) 2. フォローアップ等で、ご本人から「訂正なし」のご回答をいただいた場合の、表示をオンライン上、明確にする。 (ご本人に何度も照会が行われており、作業の効率が図られていない。) 3. 厚生年金の場合、記録を統合することにより、年金額が減額される場合があるが、特例的に統合期間について、増額の措置をとる。 (未統合記録の解消に繋がる。) 4. 未統合記録のうち、死亡等が確認された場合、記録画面に表示する。 (いわゆる5000万件の整理。統合不要の表示)	従来から、お一人で複数の年金手帳をお持ちの方がお見えになることは、承知していた。 資格届提出や年金請求時にご本人の職歴を確認することにより、記録の整備が可能と考えていた。また、基礎年金番号導入時には、市町村も含め、年金手帳の確認を行い、記録統合に務めることにより、記録統合が図られると認識していた。 統合されていない記録が存在していることは、認識していたが、5000万件などという存在は、今回、改めて知りえた問題である。	記録統合については、以前から、お客様と接するたびに、職歴などをお聞きし記録整備に努めてきた。 特に、基礎年金番号導入時には、市町村にお客様から、年金手帳記号番号に聞き取りをお願いし、記録統合に務めてきた。 反省点としては、基礎年金番号導入以前からも、一人一番号を周知させ、加入時における番号払い出しを慎重に行うことではなかったか。 加入届の記載(氏名、生年月日等)の確認を厳格に行うべきではなかったか。 基礎年金番号導入時に、徹底的に統合処理を行うべきではなかったか。
156	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし。	がんばる。	入庁直後に騒がれたので、上記の問いに答えられる経験はありません。	とにかくがんばる。
157	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	時間はかかると思うが、1件1件を調査・確認していくしかないと思います。	昭和59年に事務所に配属となり、健保・厚年を担当し、機械化されるまで原票管理で、当時記録は庁に進達していた状況でしたから、多少の入力誤り等はあると思っていましたし、制度ごとに手帳番号を払い出していましたから、基礎年金番号が導入されても、統合されていない記録が多数あるとは思っていましたが、過去の記録がこのように状況にあるとは、新聞報道等がされ	特別便でお知らせした内容と、被保険者の申し出に基づく記録の確認を、あるいは窓口にこられたお客様の申し出に基づく調査・確認を行い、処理していくしかないと思っています。 機械化される時点で、今と同じ状況になったかもしれませんが、しっかりと過去の記録を整備しておけばよかったのではないかと思います。
158	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	漏れている年金記録については、被保険者、年金受給者の方々に漏れている年金について今一度確認していただき、期間照会いただいている分については早急に回答することが不可欠だと思います。 マイクロ化されているものについても、県ごとに違っていたりするのでどのようにマイクロ化されて	大変なことだと思いました。なえ、このようなことが起きるのだろうとも思いました。 私が、存在を知ったのはマスコミなどで報道の始まった頃です。	特別便等での回答については、窓口に来所頂いた際はできる限りその場で回答できるように、心がけました。 基礎年金番号発足時に、キチンと登録が必要だということの周知ができていなかったのも一つの要因だと思います。
159	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		可能なかぎり年金記録の整備をしなければならない	一般的な年金記録問題としての認識。 世間一般に騒がれるようになったとき。	年金受給者からの回答、期間照会をとおして、できうる限り正確な記録の整備に努めた。 被保険者の記録が、事業主を通じて、社会保険庁へ届出され、登録・管理される一連の過程のどの時点で誤りがあったのか検証し、そのどの過程でもチェック体制の確立が必要とおもわれ
160	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	過去の経過のわかる経験者を中心にして、十分な期間と専門職員を配置して、通常業務と切り離して進める。	国民年金の業務期間長かったためがそれほど大きな問題と認識していなかった。	年金記録問題を解決するためには、能大な予算がかかるため、社会保険庁単独の予算では解決しなく、国として取り組む課題とする方法しかなかったのではないか
161	地方庁	社会保険事務所長	ありません		未統合記録が存在するのは過去の経緯から当然発生することとなったと思います。ただ、それを解決する手段を講じるのが遅すぎた。それは、地方の現場では、たとえ声に出してもおそらくすばやく対応され解決に至るのは難しかく、本省、本庁で早期に問題提起し対応策を講じていただきたい問題と認識しています。宙に浮いた年金記録があるのは、数十年前から当然知っています。 未適用事業所が存在することも承知していましたので、未加入者が存在することもあるのは以前	年金受給者の皆様には、大変ご迷惑をお掛けしたことは申し訳なく正しい年金額をお支払することが急務であるとは理解しています。同時にあわてると他人の記録を統合したり、減額となり損をする方もあるかもしれませんので特に冷静に確認するよう心がけました。反省点として、今のやり方は、場当たり的で1人の方に複数の照会が行ってお叱りを受けたこともあります。お年寄りには失礼ですが残り時間も少なく一刻を争うのは承知していますが、じっくりと全てを突合してから効率的に動きたかった。
162	地方庁	社会保険事務所課長級以上	私が入庁した当時は原票という紙媒体を社会保険庁に進達していたが、符号化された事業所整理記号、番号、年金手帳番号のみで個人データを送付していたため、符号化誤り、手帳番号の記載誤り、また不鮮明からの判読不能等原票からのデータ入力時には不正確さが常につきまとっていた。不一致があれば事故リストとして定期的に送付されてきたが、本人特定できない記録は調査不能で削除され、次事業所の取得記録と重複する場合は前事業所の喪失年月日をその日に訂正して補正されてきた。 しかし、事故リストで調査対象にあがるものもおそらく一部で、大半は、他人であろうが何であろうがパンチャーの入力通りに記録として追加されているはずである。	すでに計画されている通り、紙台帳との突合しかない。	昭和の時代は紙台帳で管理されており、当時はそれで仕方がなかったと思う。しかし、記録をデータ入力した後、大変だったかもしれないが、各所に確認のため、フィードバックするべきだった。 平成15年調査課長となったとき、あまりに氏名入力もれ、事業所整理記号誤り等が多く、見つけるたびに補正入力はしてはきたが、その程度では焼け石に水。 組織としての対応が必要だとは思っていた。	
163	地方庁	その他(社会保険事務所)				
164	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			基本的には年金記録問題が存在している認識はありませんでした。ただし、手番(年金手帳番号)を複数所持し、基礎年金番号へ統合されていないケースがあることは認識していました。存在を知ったのは、基礎年金番号が実施された平成9年前後です。	この当時、社会保険事務所の業務課に所属していたことから、管内全市町村において事業所説明会を実施して周知徹底するとともに、その後も機会あるごとに周知していました。また、手番が判明した場合、年金手帳の手番へ「基礎年金番号へ統合済み」と表示して経過を明らかにしていました。反省点については、社会保険庁(業務センター)での記録管理のずさんさを認識していないまま、事業所、被保険者への対応を行なってきたことです。
165	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に無し。	旧台帳・名簿等には同一人が転職を繰り返した際に、被保険者が新規の資格取得と申し出たことによる年金番号の重複払出分がある。 これらの記録は記録照会時の職歴により記録統合が進められているところであるが、「統合済みの記録は統合完結分として区分して管理するべき」ではないか。 全国ベースでは同一氏名・生年月日の者が多数存在していることから、単一の記録を複数の同一氏名・生年月日の者に統合する事故を防止する必要がある。	昭和55年から58年当時の「社会保険オンラインシステムの後期計画」において、業務処理面の基本構想・基本設計(案)の段階では、旧台帳・名簿で当時被保険者である者については、被保険者に照会・確認を行い、当該者の年金記録や脱退手当金支給記録及び健康保険の給付記録が残されている旧台帳・名簿がある旨の表示をオンラインデータとして保有し、記録照会業務等の際に確認して登録する記録連携方式を検討させられた経験があり、当時も記録統合漏れが発生する可能性は残ると認識していた。 しかしながら、当時のコンピューターの演算処理速度、記憶媒体の容量及び 当該データへのヒット率等をコストパフォマンスで勘案した結果、旧の記録との連携システムの導入を諦めて、個別対応での記録検索・照会方式が採用された。	(8)以降のシステム開発の方針として、システムの拡張性・汎用性も挙げられていたことから、旧台帳・名簿との連携システムの開発も図られるものと考えていたが、その後の年金受給者の急激な増加、頻繁な年金額改定等の法改正等への対処を先行せざるを得ない状況が続き、自分自身もこれを実現するための部署への配属が無かったこともあり、具体的に動きをすることがなかったことは反省している。
166	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	職員全員で解決するという共通の認識(当然ブロック本部、本部もふくめて)が必要。それには何をもって「解決した」というのか、最高到達点(目標)の定義をまず一番最初に設定し、それに向けて全員でどういう方法で取り組み、いつまでに完了するのか明確にする。	いろいろな諸事情が重なった複雑な問題。民主党が騒ぎ始めてから知った。	窓口、電話等お客様と話す時できるだけ丁寧にどうしてこういう事になったのか説明するよう心がけた。反省点は漫然とした仕事をずっとしてきた事。組織としての目標がなかった事。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
167	地方庁	社会保険事務所長	特になし。	限られた期間内に解決させるためにはマンパワーは相当数必要と考えるが、相当古い記録の照合を実施することから、現時点の記録との不一致において、単純に判断できる事例は少ないと思料される。 よって、業務に長けた職員を配置し、かつ、適切な指揮命令系統を構築しておかなくてはならないと考える。	相互扶助の精神を広く訴えてきた手前、年金記録問題の発生は、国民の年金制度に対する信頼が大きく損なわれたと思った。過去と比べ、社会環境や雇用形態など現在とは大きく変化してきているなか、その変化の時々において、様々な角度からの見直しが必要であったと思われる。 このような記録問題の発生を知ったのは、平成18年以降である。	職員定数が削減される中、最優先事項として記録問題の解消を目指した。しかし、年金制度発足以降の古い経過や知識が少ない中での作業は、かなり困難を極めている。 対象者が全年齢階層に渡ることから、優先順位を付けざるを得なかったが、処理要員や処理方法の統一が遅れたことが、遅延の大きな要因と思われる。 記録問題の原因が複数あり、かつ、小出しに現れてきたことも大きな遅延要因と思う。 政治情勢による指揮命令系統の混乱は致し方ないことと考えるが、より高所にたった問題点の正確な把握と、解決イメージを職員共有できなかったことが反省点である。
168	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。		・システムの変更に伴うこと(1人に複数の年金番号を発行し、その整理がされなかった。年金の再取得時に生年月日が報告されていなかった。) ・紙による記録送付時における記載誤り。 ・年金記録にかかる担当になったとき。	早い時期における年金番号及び年金記録のシステム上の整理が必要であった。
169	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にない。		マスコミで取り上げられてから、知った。業務を行っているときは、記録問題は発生していない。	記録の回復に努める。特別便等の業務に、誠心誠意取り組んだ。 反省点としては、被保険者(労働者や年金加入者)への年金記録の情報提供がなされるべきであった。そうすれば、この問題は発生していない。
170	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	マスメディア情報や社会保険庁内に周知されてくる情報以外は知りません。	「世間一般に知られていない問題」を知りませんし、私は、職務としては年金記録問題に取り組んだことはありませんので、考えはありません。	私は、社会保険庁に在籍しているすべての期間について、職務としては福祉施設の整理合理化に取り組んだだけで、年金記録問題に取り組んだことはありませんので、部外者のような認識しかありません。 なお、その部外者のような認識では、年金記録の取扱いの事務は、戸籍事務のように後々まで一個人に寄り添う大事な事務で、過去の不備(以前の担当者の手違いといった過失や、違法性を認識しつつ操作した悪質なものも含めて、すべての「事実と相違したもの」)が帳消しにならないので、特に大変な業務であり、適正な人数を配置しておかないといけない事務だと思います。	特にありません。
171	地方庁	その他(社会保険事務所)		一件一件時間をかけて調査をする。	このように漏れや間違いがたくさんあるとは思っていませんでした。 2年ぐらい前の新聞等の報道で知りました。	一件でも多く正常な記録に戻るように旧台帳等の突合作業を行いました。 入力後のチェックが足りなかったのではないかと思います。
172	地方庁	その他(社会保険事務局)				
173	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				制度間で各々の番号取得をしていたこと、届出の際の必要事項の記入相違など、その時その時での確認はしていたと思いますが確認できる部分の限界もあったのではないかと推測します。記録にかかる情報の交換等ができていればと思う部分があります。
174	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られている以外は、知りません。	現在の未統合の記録について、一件一件確認することが、時間はかかりますが、解決の一番の方策と考えます。	年金給付課に在籍していた時に未統合の年金番号があることを認識しました。採用されてからすぐに問題があることを知りました。	年金給付課として、年金受給の手続きに来られたお客様に対して、短期間勤務やアルバイト等にかかわらず加入記録があるかどうかを確認しました。 また、被保険者に対しては、年金記録が必ずしも全て登録されている訳ではない事を伝え、ご自身の年金記録を確認していただくよう取り組みました。
175	地方庁	その他(社会保険事務局)		地道に一件、一件調査していくしかないと思う。	職場に入ったとき(平成元年)に、昔の記録を調査する課があり、コンピューター化されてあったのに、なんで紙台帳を調査しているのかなと漠然と思っていた。 後に年金給付課のときに、年金請求の際、統合しなければいけない記録が多くあり、その当時は年金請求時に確認をすればいいという認識だった。なかには、コンピューターにきちんと収録されてない記録(カセット)等もあり、なんで収録してないのかと思っていた。	特に対応することはなかった。取扱要領にも、このような場合にはこうしなさいということも書いてあったので、そのとおりにやっていた。 反省点として、コンピューター化の時に正確に収録していなかったこと、基礎年金番号導入の際に記録統合を徹底してやっていなかったことが挙げられる。
176	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	存じません。	納めているのに、保険料を払った記録のない被害者を救済することは、第一の問題だと考えております。しかし、新聞で報道されているような基準緩和策では、モラルハザードになる危険がありますので、本人の申立でも結構ですが、少し詳細な記述を求める必要があるように思います。 現場では、「国民年金を払ったと主張されたお客様が、実は国民健康保険の保険料と勘違いされていた。」などといった思い込みが多いのも現実です。刑事告発も検討とありますが、「善意の思い込み」にどう対処するのかの対策も必要だと思います。	認識していませんでした。	社会保険職場の一員として認識が足りなかったと反省しております。
177	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし		報道等でさわがれだしてから知った。	
178	地方庁	その他(社会保険事務局)			未統合の記録に関しては、ずっと取り組んできた課題だと思っていましたし、最終的な解決には、多方面からの協力が必ず必要になると考えていました。	社会保険庁だけでは解決できないので社会全体を味方につけなければならないということは意識していました。 同時に、問題を先取りして自ら解決というよりは、常に後手に回ったという感じを常に抱いてはいました。
179	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	この問題の解決に向けた近道は無い。 本人(道族)に対して、1件1件ていねいに対応していくしかないと思う。	年金給付課に所属していた頃に感じたことですが、基礎年金番号導入前の手番時代に、安易に新規番号を払い出していながら、請求主義を盾として、年金請求時に職歴を記憶していないのは本人責任とすることに違和感を持っていた。	言い訳となりますが、その当時は(8)で述べた方法が正しい仕事の仕方と教育されており、違和感を持つこと、また、それを声に出すことが組織にそぐわないと異端児扱いされそうで特別な対応は行っていなかった。 年金制度発足時から、基礎年金番号管理出来ていれば、この問題は無かった。 少なくとも新規番号を払い出す前に、職歴について本人への聴き取りを実施していればここまでひどい結果とならなかったと思う。
180	地方庁	その他(社会保険事務局)		地道に現在取り組んでいる期間調査や再裁定処理を進めて行くのみだと考える。	平成18年4月に採用されて通常の業務を進めていく上で、記録漏れなどがあることを知った。実際に納付した保険料が受給額に正しく反映されていないのはたしかに大きな問題であり、一刻も早くこの問題を解決する必要がある。ただこれだけ長期間に渡っての膨大な量の情報を管理することが、今ほどコンピュータが発達していなかった当時の状況から見ると困難であったことも事実であり、記録漏れが発生したこと自体はある程度やむを得ない部分はあると思う。	国民にご迷惑をおかけしていることは事実なので、窓口や電話対応の際には謝罪しご納得いただけるように今後の手続き等の説明を行ってきた。年金問題がここまで大きくなってしまったのは基礎年金番号導入以後に積極的に問題解決に向けての対策をとらなかったことにあると思う。
181	地方庁	その他(社会保険事務局)	旧台帳カセットオープンが進んでいないこと。	人数をかけて旧台帳記録と番号払出記録によりオンラインデータ作成を急ぐこと。	漠然と昭和20年ごろなど昔の記録に間違いやもれが多い。今の調査課に配属になったとき(平成18年ごろ)に知ることとなった。	まずは与えられた業務を的確、丁寧にこなし、まちがいのない調査、記録整備をこころがけた。 記録問題がおこるということは確実にわかっていたはずなのに、ここまで国民に認知されていなかったのが最大の問題。早期に記録の確認を徹底するべきだった。また職員もオンライン上の年金記録を過信していたのではないかと思う。
182	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし。	なし。	当初は未統合の記録があるとの認識程度しかもっていませんでした。	ひとりひとりの方に丁寧・正確に対応していくことを心がけていますが、組織全体としてもっと早くこのことに取り組むべきであったと思います。
183	地方庁	その他(社会保険事務所)	カセットオープンされていない記録が未だ相当数あると思われ、そのような記録に対し名寄せ・氏名索引等を行っても記録判明に結びつかないと思われます。	早急に全カセットオープンを行った後に再度名寄せを行う必要があると考えます。	前記も含め相談窓口等で本人記録照合を行っても、その時点では物理的に結びつかない記録が発生することとなり、結果本人申立てに頼る部分が発生してしまうことに不合理を感じました。 問題の存在については、平成19年末頃からより詳しく認識するようになりました。	窓口相談時にお客様に記憶をできるだけひきだすよう努力しました。反省点としては、制度発足当初～機械化にむけ適切な予算措置をはかり、各段階できちっとした管理体制をとっておくべきであったと考えます。
184	地方庁	社会保険事務所課長級以上	現時点では世間一般で知られている事しか知らない。	現時点で、いくつかの方法で問題解決に取組んでいる事を一つ一つこなしていくしかない。	年金記録については、年金請求時に確認(申請主義)すればそれでよいという考え方が強く人の身になって考えていなかった。 当時(約22年前)の職務で、年金記録問題が問題だとすれば、それは私が社会保険に勤めるようになったときから、記録調査をする課が存在していたため大なり小なりそれ以前から年金記録問題が発生していたのではかと考えられる。	今まで社会保険で得た、知識・経験で一人でも多くの方の記録が発見されるように調査した。 手書きの時代から急速なIT時代となりその対応の遅れ。 手書きの時代、名前にフリカナがふられてなかったためにいい加減な読み方をしていた。 社会保険庁に収録されていたカセットを早期に開けなかったことなど。 年金請求が申請主義であること。
185	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません	お客様個々人に記録を確認いただくことが最善であり、ねんきん定期便が有効な方法と考えます。		
186	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	無し。	すべての職員が、問題を認識し、記録等に関しては、全国の職員が、どこの都道府県の情報でも、すべて見ることができるようにするべき。 また、各県等に記録照会をしなければならないということは、それだけ時間をかけることになり、無駄な時間が発生する。 WM検索についても、もっと簡単な利用方法や検索方法、ほしい情報の抽出方法なども周知してもらいたい。 厚年記録についても、未だに「カセット解除処理」が必要なのでしょうか。	記録自体が欠落していることや納付したのに納付になっていない等大きな問題であるが、自分自身仕事に携わってきて、ここまで記録内容に不備な点が噴出してくるとは思わなかった。今は、全員の方の記録を整備することが一番大事なことと思う。 問題が存在することについては、平成19年。 ただ、年金給付課で仕事をしている時に、国民年金の記録と厚生年金の記録に不整合があり、(喪失日と取得日が重複している等)記録の整備依頼などで漠然と感じていた。	法令遵守が第一。仕事では内容の細かな確認とチェック。 佐賀では、昭和56年に前期のオンライン化が入り、その後全国的に完全オンライン化されたが、この時に、過去の記録についてもすべて確認する必要があったのではと、今になれば思ってしまう。それと国民年金と厚生年金の記録の相互の情報連絡が必要であった。 また、平成9年に基礎年金番号導入されたときに、被保険者の方への他の年金番号の問い合わせは、単にお知らせ的なものであったので、もっと戦権的な番号の統合が必要であったのではないか。 国民年金資格取得が届出制ということ問題だと思う。 生年月日の違いや氏名の違いなど、特に昔の記録にあるが、もっと年金に関する届出についても市役所等に出生届や住民登録をすることと同等の認識を持っていただくようにすることや年金
187	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	他には思い浮かびません。	年金記録問題の解決については、根気よくスピーディーに、尚且つ、誠意を持って行うしか方法は無いと思います。既に行われてるとは思いますが、5千万件のうちの未解決分が、どのような事例が多いのか分析し、それに対した対策が必要かと思います。例えば、以前に炭鉱にお勤めだった方は、名前を変えたり、生年月日をごまかしたりしていたということを窓口相談等でお聞きしたことがあります。これまで、「旧姓によるお知らせ」がありましたが、このようなことが無いかどうかの広報をしたらどうでしょうか。	未統合の記録が存在するのは、疑重複リスト等で適用の仕事を始めた平成2年ごろから気づいていましたが、件数がこれほどあることは今回の年金記録問題がクローズアップされた時です。 非常に驚いたというのが正直な気持ちです。	その時も事業所等に疑重複リストを送付などしてやっていたつもりですが、気持ちの中には将来、年金請求の際に統合できるという甘い考えがあったように思います。私が従事したのはコンピューター管理なってからのことですが、コンピューター管理前からすべての職員が、もっと緊張感を持ってすべきだったと思います。
188	地方庁	その他(社会保険事務所)				
189	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		本人からの申し立てにより記録を確認するのは時間がかかりすぎるので、台帳等から記録補正を全件行ってから、記録の照合を行ったほうが早く処理・対応できると思う。	機械化に際して、記録の単なる入力誤り。 年金記録問題が表面化したとき。	原票や台帳を確認する。 特別便の発送を全記録補正後に発送したら、当初の事務所に来客があふれかえることはなかったのでは。また、発送内容を相手側に立った視点で記載するようにすれば、混乱しなかったので

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
190	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし		平成5年ごろ年金給付課に配属となった際に、氏名登録のない記録が多数あることを知りました。また、氏名、生年月日が相違しているものが多数あることを知りました。 記録問題については、早期に改善されるべき問題であると認識しています。	私としては、できる限り記録が統合できるように調査等を行いました。 反省点としては、基礎年金番号導入時等に社会保険庁が所持していた原票等を統合する作業を行う、また、システムを改善するなどし処理スピードを上げる等の効率的な対応をとるべきであったと考えます。 社会保険庁の職員が絶対的に悪い訳ではなく、これを放置した庁、厚生労働省にも多大な責任があると思います。
191	地方庁	その他(社会保険事務所)		アルバイトよりも経験豊富な正規職員を増やして、センター等で一括して調査を行うほうがよいと思う。	過去の職員のずさんな記録管理問題と認識していた。過去の記録(手書)のWMの記録のずさんさは、入社した当初より期間調査等でなんとなくは知っていた。	期間調査はじっくり記録を調べるようにしていた。本人の年金に結びつく記録だからこそ、きちんと調査しなければいけないところ、12月中に終わらせるなどと無茶なスケジュールを提示された結果、処理スピードや並を優先しているため、肝心の調査がおざなりになってしまうような気がする。
192	地方庁	社会保険事務所課長級以上		即効性のある対策は思い浮かびません。 オンライン未収録記録については庁で進めていただくとして、お客様からのご照会には、マンパワーで一件一件処理していくしかないと思います。	未収録手番が存在することは、入庁当時から認識していたが、裁定請求時やお客様からの照会で確認することができると思っており、ここまで膨大な件数が存在するとは思っていなかった。 その後、H9年に基礎年金番号が導入された際に記録確認の返信用ハガキが用いられたが回収率が悪く、当時から、もっとPRや督促したほうが良いと思っていた。	申請主義の上に胡坐をかいていた感は否めませんし、見てみぬ振りをしようという気も全くありませんでしたが、結果としてそうだったのかも知れません。 やはり、最大の問題は、「年金記録は国民の皆様のもの」という意識が薄かったためではないでしょうか。「お金」なら意識は全く違ったと思いますが・・・ 今後は意識改革をさらに高めるとともに、様々な機会を利用して、もっともっと制度PRを実施し、内部及び外部から、年金制度の重要性を認識させる必要があると思いますし、まず、自分たちができることから、そういう風にしていかなければならないと思います。 広報についても、何でもかんでも全国一律というのではなく、必要とあらば、以前のように地域性・独自性を生かした広報も必要ではないでしょうか。
193	地方庁	社会保険事務所課長級以上			年金裁定請求書を受付する際、未統合の記録が多く存在し、その時点で期間照会を預かる等していたため、60歳になる前に記録整備できないか、という思いがあった。 この問題を知ったのは平成19年4月～5月。報道により知った。	毎日が電話や来客者の対応に追われ、その段階ではこう対応したいという考えはなかった。 年金受給者、年金受給に近い方から未統合の記録整備を完璧におこなっていくというような取り組み、記録課を各事務所つくり専門に業務がおこなえればよかったと思う。
194	地方庁	地方社会保険事務局長			問題意識というよりも、当時は年金請求時に調査・確認・完了するもとした組織決定がなされていたかと思います。小生は一介の事務員でしたので定かではないですが聞き及んでいました。 また、そのような決定の背景には予算(お金)が絡んでいます。つまり、今現在のような仕法は執りえなかったのです。先ず庁予算にて査定、大蔵省で査定と予算化は程遠いものでした。よって、記録確認作業を行いたくても行えなかったものと思料します。 年金基礎番号の払出し時点です。また、知ったのではなく、想像した(出来た)のです。	自分の対応としては、部外者でしたので何も出来ませんでした。 ただ、いえる事は保険庁という組織として少数意見を取り上げようとする姿勢が希薄であると思います。自分としても声を大にして提唱すればよかったのではないかと反省しています。
195	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません	紙台帳の早期にオンラインに照射されること。	全ての記録がオンラインに収録されているとこの問題が騒がれる前は思っておりましたが、紙台帳で管理されている記録があれだけあると知りませんでした。 また、知った時期は世間で騒がれるようになった時期とほぼ同じ時期です。	社会保険庁においての管理も不十分であったことは認められますが、被保険者の方も偽名などを使って就職されていると聞いたことがあり、100%解明することは難しいと思います。 また、会社の担当者の届出ミスもありますが、このようなことをもう少し発信できないものでしょう
196	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	亡くなってしまう人がいることを考えると迅速な処理が必要であるが、期限の設定に無理があると、ずさんであるといわれた処理の上に更にずさんな処理の上塗りをする恐れがあると思う。	当初は、ここまで大問題になるとは思っていなかった。ずさんな処理が行われていたことに気きつつ、急激な業務量の増大や度重なる法改正に、システムも人も追いつかなかったことが大きな原因と思われる。	職員が扱っているものは不特定多数の者の長期にわたるもので、個々の記録の重要性についての認識が十分にできていなかったと思う。 その割には、社会保険庁の管理している記録を完璧なものとし、被保険者等お客様の根拠のない申し出には耳を傾けることをしてこなかった。 年金記録問題を機に、反省し、一人一人、一つ一つの記録を大切に、お客様に対し誠心誠意で対応しているところです。
197	地方庁	その他(社会保険事務局)		民間委託、謝金職員の増員ではなく、正規職員の増員。	マスコミ等で騒がれてから知るようになりました。社会保険庁の信用喪失、組織の解体(＝無職)につながる問題であると認識。	被保険者の立場に立ち、思いやりをもって対応することを心がけました。
198	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	全組織をあげて解決に取り組む	国民が将来の生活に対する不安を持ち、信頼を著しく失った。 問題の存在を初めて知ったのは、マスコミが年金記録問題を取り上げたとき。	紙台帳との突合作業等、事務局一丸となって取り組んできた。そのことに自分も積極的に参加したと思う。 年金受給に関する知識について、これまで携わってきた業務の関係上、すべての職員が詳しいわけではないため、与えられた作業等をおこなうにあたって、スムーズに進まない場面も出てきた。職員一人一人が、ある程度の知識を持つことが大事だと思った。
199	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	特にありません	年金記録問題は国民に対して、大きな問題になると思っていました。年金記録問題を知ったのは、入庁したすぐに知りました。平成10年6月くらいだったと思います。	対応については、出来る限り、本人と思われる手番は統合する努力はしました。 反省点は入庁したときから思いましたが、仕方ない感じが組織的に漂っていましたし、国民が分からないのが悪いという感じでもありました。 組合も強かったですし、組織的に対応を見直す必要があると思いますが、制度的にも問題があったと思います。 制度が複雑過ぎますし、国民年金の未納者が多い現状では、年金記録問題が解決しても正直今後の運営が難しい気がします。
200	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	わからない	第一に解決しなければ問題だと認識しています。	請求主義が原因と思います。
201	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	特にありません。	平成21年4月より期限付きの採用で、現職に着任した為、年金記録問題は着任前に認識し、消えた記録問題の解決に携われればと思い現在に至っています。	当問題は、人為的な問題もありますが、コンピュータ化したときの仕掛け(移行方法、体制等)にも問題があったと思います。 まずは、コンピュータ上の記録整理が第一でありますが、全体システムの整合性等の見直しも必要では無いかと考えます。
202	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
203	地方庁	社会保険事務所課長級以上		ねんきん特別便等によりいただいた記録照会を早期に回答し、基礎年金番号に統合されていない記録の早期の解明が必要と考えます。	基礎年金番号導入時に統合の作業が不完全であった事に起因していると思いますが、これは、古いオンライン化されていない記録が多く存在した事、被保険者記録の氏名・生年月日などが正しくデータ化されておらず、氏名検索などで発見できない状態にあった事が原因であるものが多く存在すると思います。 このような問題が存在することを知ったのは平成19年6月頃です。	ねんきん特別便等による記録照会について、丁寧な対応を心掛けました。 被保険者記録の統合を「年金裁定時」までに行えば良いという考え方で、先送りしていた事が反省すべき点として挙げられると思います。
204	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	氏名や住基などによる突合できる記録以外にカセット記録についても早期に登録を完了し本人にむすびつける。	期間調査の業務の折、いずれ本人に記録は結びついてゆくものと思っていましたが、平成19年に問題化されには、膨大な量があることを知りました。	平成3年にはじめて年金給付課に異動し期間照会の業務をしました。当時でも本人記録に結びつけることの大変さと大切な業務であることを実感し、この先この記録を請求することで解消されると思ってきました。この年金記録問題が発生したときは、期間照会の業務が一気に加速され本人に結びつき年金受給につながるので、調査に当たっては、できる限り自分思っているノウハウを生かし回答できるようつとめてきました。まだ、解明されていない方もいるので、原票を保管している事務所とセンター記録課が連携をとってカセット保存部分をはやく記録化し本人に結びつける努力をしてゆくべきと思います。 実際その当時に業務をしていたのではないのですが紙からオンラインになったときなど、業務の反省すべきところはあるとおもいます。お客様からの声を聞きながら早期の解決に向け対応して
205	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特記することは特にありません。	今以上に期間照会回答作業の人員増をはかり、その作業レベル向上に向けた取り組みとして、これまで期間照会業務に携わってきた現職・OB職員の経験を活かした応援体制確立を図ることが有効な方法とも考えます。	年金番号証(カード)、年金手帳を重複して所持していた被保険者や、被保険者であった方が多くいた事は事実であり、特に業務課長当時(平成11年頃)以降、このような状況にまでなることの予測はつかなかったが、一人ひとりの方々の年金加入期間が正しくつながっていくのか、心配はしていた。 私個人の認識としましても、一人ひとりの方々が正しい期間が確実につながり、将来無年金にならないよう、正しく年金を受けていただきたいという使命感は持っていました。	算定基礎届け講習会や、事業所新規適用事務講習会、その他の事務説明会、各種研修会等において、講師をする機会が多くありましたが、その際においては、将来無年金にならないように被保険者期間の関係や年金番号の重複所持については、注意して説明をしてきたと思っています。 反省点については、これまでに、この年金記録問題として日本中に不安を与えることにまでなったこと。私としては、十分な年金記録に関係する取り組みを実践してきたのかと思うと、努力が足りなかったのかと、反省させられます。 今さらではありますが、過去の早い時期から、専属の年金記録係り、或いは独立した課の体制ができていたらと思います。
206	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じておりません。	10年単位の長いスパンで、粘り強く対応するしかないと思います。 また、ただ単に人をつぎ込めば良いのではなく、実際に事務を経験している人が集中して作業にあたることが重要だと思います。 (素人が多数作業にあたっても、つぎ込んだ人数に見合った成果が得られないのではと思います。)	未統合手番の問題のように、基礎年金番号に登録されていない手番が多数あることについては、平成15年の採用当時より認識しておりました。	未統合手番に係る対応については、記録の統合処理を行う旨案内を行いましたが、一方で記録がなくなることはないので、裁定請求の時にしっかり整備すれば良いと認識しておりました。 今考えてみれば、年金の番号は一人一つであり、このような認識の積み重ねが今般の問題につながったものであると反省しております。
207	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	一定期間内に完了させるためには、適切な人員配置が必要と考える。	組織の抱える問題であると認識していた。 問題の存在を認識したのは、マスコミで騒ぎ出した頃。	自分にできることをしようと思った。 【反省点】 手作業の時代から、機械化の時代と移りかわってきたことによって、ミス等は減っていると思う。しかし、現在においても、機械化(システム化)が可能であるにもかかわらず、手作業に頼っていることが多々ある。今後、ミス等をさらに少なくするためにも、適宜、適切なシステム化が実施できる状況(予算・人員)を確立すべき。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
208	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知りません。	OBへの意見聴取等を行う。	基礎年金番号が導入される前は、制度ごとに年金手帳が交付されていること、被保険者本人の都合(再就職先に前職を知られたくない等)により、複数の年金手帳を保有していることが多かった。これらについては、本人からの申し出により年金請求時までに記録整備が行われるものと認識していました。	現在、特別便や定期便により、被保険者本人等に記録確認を求める方法が行われております。特別便等により照会があった際に個別に対応していくことが必要だと思います。 反省点としては、特に基礎年金番号導入後において、他に年金手帳番号を保有している場合には遂次、重複取消届の提出を徹底すべきだったと思います。
209	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	年金記録問題の解消については、個別に、1件1件対応していくしかないと思う	年金記録問題が取りざたされた以降に認識した	年金記録問題が取りざたされたときは、地方事務局に在籍していたので、事務局・事務所が一体となって、信頼回復に向けた対応を行ってきたと思っている。
210	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にございません。	紙台帳記録やカセット記録をオンライン化し、WM検索時にヒットする情報を増やし、事務スピードアップと確実性を増す必要があると思います。	昭和60年4月に社会保険庁に採用され、その頃はまた厚生年金記録は紙台帳での管理で、平成元年頃から現在の機械管理に移り変わりました。 平成4年頃に「厚生年金期間の期間照会業務」に携わっていましたが、紙台帳記録の確認は、本人の記憶と実際の記録とに相違があり、また、現在のように検索システムが進んでいませんでしたので、困難を極めました。当時の技術で可能な限り管理方法と確認作業を行っていたと認識していました。 機械化が進むにつれ、WMでの検索に対してヒットする情報が徐々に増えていき、先輩が「最近は機械でわかる記録がだんだん増えてきてたなあ」と言っていたのを覚えています。 昨今の消えた年金問題で、過去の管理方法の問題を指摘されるまでは、大きな問題と考えておりませんでした。	年金の裁定請求時に加入履を確認すればよいというスタンスで業務が行われていたことや、紙台帳記録のオンライン化が送れたため、確認を要する件数が増大してしまったと思います。 期間照会業務に携わっていた時は、記録の確認の最終作業で、同じ生年月日の人のマイクロフィルムデータを、索引簿もとに性別を関係なく全件チェックしていましたが相当時間がかかりました。 厚生年金手帳に職歴記入欄がありましたが、本人の覚え書き程度であり、ほとんど活用されていませんでした。国民年金手帳のように取得日、喪失日の記入がその都度行われ、事業所名、記号の記載を行っておれば、記録漏れは減少できたと思います。 資格取得の手続時に、氏名、生年月日が本人の申出どおりに管理され、偽名や生年月日を偽っていた場合は、後から偽っていたと言われても、本人のものと特定できないこともありました。 今、論議されいる納税者番号制など、全制度共通の番号の設定が必要だと考えています。 標準報酬月額制度は、データ管理や保険料計算において優れたものですが、その算定方法が
211	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。		以前は厚生年金加入事業所に勤めたときは厚生年金年金手帳を添付していましたが、「過去に厚生年金に加入したことがない」と事業主から届出がされれば、新規に厚生年金番号を払い出していた。その後、厚生年金手帳が見つかった場合は重複取消届を提出して統一していた。 過去に厚生年金に加入していたかどうかは届出に頼って確認ができなかった。 結果、複数の厚生年金番号が払い出された方がそのままの状態が起きた。	当時は、事業主に採用したときは必ず厚生年金手帳の添付を呼び掛けた。 また、重複届の提出についても広報を行ってきた。 問題としては、当時はコンピューターがなかったので事務所で過去に厚生年金加入していたかどうか把握できなかったので、事業主からの届出で処理するしかなかった。 また、基礎年金番号導入前ですので、過去に厚生年金加入したことがない申出があれば、過去に厚生年金手帳が払出されている方でも確認ができなかった。 昔と現在のコンピューター化が進んだ時代で比較するのは難しい。
212	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	遡及喪失については、過去には添付書類等の添付の必要もなく、事業主が届け出れば確認せずに、処理をしていたと聞いたことがある。 この場合、喪失年月日がおかしい等照会の対応は大変困難となる。 また、当時の事業主が実際に届出をしていれば別であるが、労務担当の職員等が届出を行った場合は、事業主すら承知していない場合もある。	当時の届書類が存在しないことから、事業主サイドからの証拠等の提供がない限り、確認できない。 解決策は、現在、生存している事業主、被保険者の証言と、国保への加入状況、その他納税、労働保険加入状況を見て、判断するしかなく、判断基準を明確に定め、基準に沿った処理をするしかない。 現在、現場では人でも少なく、明確な判断基準も無いため苦労していると思う。 また、機構本部で専門の設置が予定されており、この基準作りと、併せて、判断が難しい案件を専門的に処理するチームを設置する方法がよいと思う。	この問題は、法的に曖昧な規定ぶりと性善説に立った解釈により長年にわたり続けられてきたものであり、算定基礎届や、事業所調査等限られた人数で完全な処理を求めること自体困難であったと思慮する。 このような全国的に波及している問題と認識したのは平成19年頃だと記憶している。 当時は、地方で免除問題で対応に苦慮していたころであるが、期間漏れや期間重複による再裁定の遡及件数があることから、国年、厚年の期間重複、期間漏れがなぜこのように多いのか疑問に思い、職員と話をしたところ、過去においては、事業主の申し出のみで喪失処理をしていたということを聞いたため、 問題も多いのではないかと思った。	喪失届については、喪失を確認できる書類の添付と、その確認を確実に行うよう口頭で指示したと記憶している。 ・反省点 過去においては実態の確認義務が明確に指示されておらず、今となっては、この点が甘かったと言わざるを得ないのではないか。 性善説に立つことなく、明確な事務処理手順を定める必要がある。
213	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	思い当たりません。	記録管理方法を抜本的に見直す必要があると思います。 たとえば、届出は全てマークシート方式にする等、職員や委託業者など複数の人達が関係することなく、ダイレクトに記録反映できる手続きが望まれます。 また、今後の記録管理を確実なものとしていくためには、ハード・ソフトの両面から長期的に揺るがないシステムの構築と、わかりやすい年金制度への移行が急務と考えます。	記録管理の歴史の流れの中で、多くの人たちの手を介してデータ化されていることを知り、人災の要素も少なからずあるであろうと認識しました。マスコミ報道で大きく取り上げられ、事務所への相談者が激増し始めた頃に意識したと思います。	出来る限り紙台帳等現物に遡り確認するしかないと思いました。 記録管理の歴史の中で、手書き当時の癖字や旧字による台帳をデータ化する際に無理があったように感じます。短期給付に比べ、長期給付の記録管理の難しさを痛感しています。
214	地方庁	その他(社会保険事務所)				
215	地方庁	その他(社会保険事務所)				
216	地方庁	その他(社会保険事務所)			記録を整理する際に、間違いが無い事務処理を行うよりも、締切日までに間に合わせようとした結果起きた問題	まず、締切日ありきではなく、正確に必要な日数と人員をあらかじめ計算し、その計算を元に必要日数を要求するべき。
217	地方庁	その他(社会保険事務所)	1. 法人事業所は強制加入でありながら届出主義を採っており、未適用事業所が多数存在する。 2. パート等の適用条件が認知されておらず未加入者が存在する。	1 法人設立条件に社会保険適用を採り入れればよいと思われる。 2. 適用条件を明確にし、調査による確認を容易にすることが必要と思われる。 例給与が一定金額以上支給されていれば、(二以上を含め)すべて適用する。 適用対象となる勤務時間数・日数等を定める。	・年金請求受付時等においてWMに登録されておらず、旧原票・旧台帳等の確認が必要となるケースが多数存在していることは認識していた。 ・機械化切換以前から知っていた。	・相談等で受けた事案について事務所として確認できることの徹底をした。 ・機械化切換にあたっての作業が計画(準備)・予算・体制も含め不足していた点があったのではないかと思う。 現場としては切換時において締め切り期日等を含め厳しかった。
218	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	年金記録に詳しい(年金記録調査を担当したことがある職員など)を集めて調査を集中的に行う。またWMの検索機能の強化が必要と思う。	最重要課題だが解決までには膨大な時間がかかるので終わりが見えない問題。 5000万件の未統合があるのを知ったのはマスコミ報道で知った。	まずは押し寄せてくる来客者の対応に追われ、それ以外のことが手につかなかった。来客が落ち着いてからは記録の調査を丁寧に行い、ご納得いただける回答つくりに励んだ。 問題点としては、まず初期の制度が悪かった(手帳番号を何個も払い出していた)ことや職員の怠慢、現在の問題はWMでの検索機能が悪すぎること。
219	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	特別便・定期便等により地道な突き合わせ作業しかないのでは	基礎年金番号へ統合前だったと思いますが、一人の被保険者で10冊の年金手帳(手番は全て別)を持っていて、年金手帳番号重複取消届を出された方がいました。 当時は複数の年金手帳番号をお持ちの方は決して少なくありませんでしたから、基礎年金番号導入後、全ての方の記録が統合されたかどうかという点では疑問がありました。	当時、何かの説明会や研修会で上記事例を話した記憶はあります。 周知広報が足りなかったのかと思います。
220	地方庁	社会保険事務所長		船員保険を含む未収録記録をオンライに収録すること。人員の確保	社会保険庁において未収録記録があることから、長官が仙台東社保において対話をした際に職員から早期整備の申し入れが行われた。	年金請求受付時において本人より勤務状況の聞き取りとオンライン記録の空白期間について確認を行っていた。生年月日が丸められいたことは昨年のマスコミ報道で知り、対応現場として社会保険庁に対し失望と怒りをもった。その後の記録補正についても業務センターの処理の遅れ、庁の言い訳のための報告により現場の作業増大、期間の短さ、信頼感の無い当時の局長の発
221	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし。	現在行っている、ねんきん定期便の活用。	年金制度が時代とともに変遷していく中での問題。 厚生年金、国民年金、基礎年金番号等、発足した時期が違うため、このような問題が生じた。 国民一人に対し、一つの番号が付番できるような、制度であれば、問題は生じない。	年金制度の問題が大きく、個人で解決できる問題ではないと考えます。
222	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません	残存する資料(市区町村等含む)を一つずつ点検していくしかないと思います。 しかし、集中して処理するにしても、日常業務をこなしながら、労使協定等の制約を受けながらの処理は困難を極めるのではないかと考えますが、とにかく一日も早く問題解決をして、国民のみ皆様に信頼していただけるようにしなければいけません。 となれば、専門の部所と人員を設けていくしかないのではないかと思います。	それぞれの問題で時代背景等が違いますので一概には言えませんが、少なくとも違法性の認識というのはなかった思います。私たちも業務には真剣に取り組んできたつもりです。 問題の違法性を認識したのは、それぞれ報道がされた時期だと思います。	とにかく一日も早く問題が解決し、年金と私たちの信頼を取り戻したいと考えそれぞれの対応に取り組んできましたが、次から次とまったく自分の知らない事項も現れ情けなさとむなしさが自分を包んでしまった時期もありました。しかし、とにかく一つずつ丁寧に(二度手間にならないように)という心で取り組んできました。 年金制度という重要で均一なサービスを提供しなければいけない事業運営が、地方事務官制度という独特な時代遅れの制度のなかで行われてきたことが大きく、早めの見直しが必要であった
223	地方庁	その他(社会保険事務所)		期間調査に更に人員を集中し回答を早める。また、特別便、定期便未回答者に対して提出のお願いを徹底的におこなう。	報道されてから	ひとつひとつの窓口対応を今まで以上に丁寧に心掛けた。
224	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	ベテラン職員を投入する。	入社が平成20年なので、社会的問題となっていた。	全力投球。 上からの声よりも、現場の声を聴いて有意義な取り組みをしてほしかった。
225	地方庁	その他(社会保険事務所)	被保険者名簿の書き換えが何度か行われており、その際に転記されなかった被保険者が少なからず存在する。	一律に判断基準を決めることは困難なので、ケースバイケースで判断する(せざるをえない)	今までわかっていたのに放置してきたつけがまわってきているのが現状だと思います。 問題が存在するのに気づいたのは採用後まもなくです。	払い出し個票を見て「氏名」「生年月日」「性別」だけでも登録しておこうとしました。 今まで積極的に解決しようとする意識が職員に欠如していたと思います。
226	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし。		統合されていない記録が多く存在することは、以前から(国民年金の窓口等でお客様の対応を行っていた時期)認識していた。また、基礎年金番号を付番して、本人に通知した際に、「他に番号を所有していないか」の調査も行われたが、今ほど聞心がなく未回答の方々が多く、今日の「年金問題」につながったと思っている。	国民年金の窓口等でお客様と対応する際に、国民年金に空白の期間があれば、厚生年金に加入していなかったかどうかを確認していた。平成9年の本人通知時以外に、手番調査は行われていないと記憶しています。反省点としては、自分が受身だったことと、もっと何回か手番調査を実施しておけば良かったと思っている。
227	地方庁	社会保険事務所課長級以上	国民年金の5年年金受給者の国民年金加入期間中に厚生年金の加入期間が1ヶ月でもみつかったらどうなるでしょうか?障害基礎年金請求時に3号被保険者期間中の厚生年金の加入期間がみつかりました。3号特例をもってしても事後納付あつかいとなるため障害年金受給に必要な納付要件を満たしません。(当方、いろいろ説明のうえ)「この記録があなたの記録だと不利になるから(障害年金がもらえなくなるから)別人の記録とゆうことにしときなさい。」(請求者)「そうですか、ではそのようにお願いします。」とゆう事でめでた<障害基礎年金の受給者になられました。さて、"別人の記録とゆう事にした記録"は本人の記録ですがこの場合どうなるのでしょうか?	窓口はもちろん年金担当経験者は上記の様なケースが日常茶飯事的に発生している事を知っています。当然社会保険庁もこの事を承知の上で、見て見ぬ振りをしてきたわけですから、今さら「どのような方策を・・・」と言われましても困りますねえ。結論:策はない!!それとも片っ端から年金受給権の取消、年金額の減額訂正をして年金担当経験者を全員「クビ」にしますか!?	年金記録問題は特に問題とは捉えていませんでしたし、現在も問題とは思っていません。なぜなら、初めて年金記録等の整備を担当した時(昭和62年頃)から毎日のように記録の不備を確認していたからです。ある時別人の記録で年金を受給されているケースがあり上司(先輩だったか?)に報告した際、「そんなのよくあるよ」と一蹴されました。その時から"年金記録に不備あり"で仕事に挑んできましたから私にとっては何の問題でのありませんでした。そんなことより、今頃になってわざとらしく「年金記録問題」などと騒いでいる政府と社会保険庁の姿勢が問題なのでは・・・。結論:昔から「年金記録問題」を知らない社会保険庁職員はいない!!	私は年金に関しては常に"年金記録に不備あり"で仕事に挑んできましたから私にとっては何の問題でのありませんでした。現場に対し一事が万事無責任、たしかに現場の責任は重いが、全ての責任を現場に負わせるのではなく、組織全体として責任を負い、的確な指示をするべきだ。結論:カセット記録をすぐに全部オンライン化する。
228	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし		長年にわたる年金制度の中で積もった問題であり、解決には時間が係るものと認識しました。 基礎年金番号への統合が十分ではないと感じたときです。	年金記録問題の早期に解消することに全力を挙げて努力する他にはないと考えています。
229	地方庁	その他(社会保険事務局)		迅速に手番記録を統合し速やかに年金の支給をするため作業の人員を増やすべき。現在の職員数では努力しろの一言では無理があると思います。	四年前、年金給付課に在籍し、年金請求者の記録の確認をしていた時にかなりの手番が本人未確認のまま存在していることは知っていた。	基礎年金番号がスタートした時にもっと手番記録を慎重に扱うべきだった。事務所窓口でも相談時に本人の職歴をよく確認し相違する場合は手番があるのでは?と考え氏名検索や事業所名からの検索するべきだった。 私、自身ももっと慎重な応対をすべきだったと反省しています。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
230	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	年金記録は終戦の時代から始まり、紙台帳、原票、オンラインと変遷があります。現定員の中で短期間に全て確認をするのは無理があったと思う。紙台帳の擦り切れたものを解読するのは不可能である。ご本人の記憶も曖昧となってはどうしてみようもないのが現実だと思う。そもそも年金制度は【生きている人を生かす制度】の精神であるので、そのラインにしたがってある程度調査が進んだところで、終結とし、新制度を構築したほうがよい。	厚生年金においては、会社に勤めていても社会保険加入を拒み、短時間勤務をする人もおり、必ず記録が漏れなどあるとはかぎらないし、退職後、国民年金に加入しない人も多い。歳入金は毎月、突合するし、会社の保険料請求も毎月合わせていた。年金記録問題というよりは「期間調査」という意識が強かった。業務センターでの作業内容は報道で初めて知った。	過去記録に対するお問い合わせには、調査を行い、納得するまで説明した。社会保険の仕事は人で成り立っていると思う。ねんきんどくべつ便の対応の時は、手順もなく、情報もなくお客様にたいへんな迷惑をおかけしてしまったと思う。通常の仕事と臨時業務の並列はなりたたない。第二の年金問題になりかねないので、「人」を育てる観点が大事だと思う。また、少人数で地域住民を相手にするため、極力、手作業が入らないシステムが必要だと思う。例をあげれば、いまだに国民年金第3号資格確認では、相手方の年齢、年金加入履歴を1件1件確認しなければならない点
231	地方庁	社会保険事務所課長級以上		多くの人員(経験者)を投入してジンカイ戦術しかありません。	古い記録の厚年021－1をしたときに「氏名を始め何も入力されていないデータがある」と思っていた。H5頃？ 紙台帳もボロボロでこれらの記録がWMに反映されているのだろうかとも思ってはいた。 これについては、大臣と同じ思いですが、「人」を投入してすべての紙台帳をWMに落としこむ作業をするべきです。	記録問題発覚後も「優先課題」といいながら、「あれしろ」「これしろ」とトップから言われる。 「優先課題」であれば、他の業務は「必要最小限」として、対応しないと何もかも中途半端になっている。
232	地方庁	その他(社会保険事務所)		地道に対応するしかないと思う。	制度不備の問題だと思った。ここ数年のところ。	制度の問題なので、静観した。全国の事務所などで対応できる以上の来訪者があり、そのときの対応や待ち時間で必要以上の不満抱かれたのが反省点だと思う。
233	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にございません。	特別便、定期便、窓口対応等で膨々と対応するより他にない。過去の記録誤りについては、本人も記憶なく、また死亡者も多いため、完全な解決は残念ながら不可能。それを解ってのアンケートでしょうが、現在の事務処理を確実に行い、これ以上間違いを起こさないようにするしかない。	大変な事になったと感じた。記録が間違っている人、記録が間違っていない人までが多数事務所を訪れ、あふれかえった状況。18年度には、実体験として果てしなく続く苦しみのように感じた。	食の道底と感じながらも、長時間待つ来訪者の立場にたって対応した。 年金記録のお知らせについて、解りにくいという意見、批判をたくさん頂戴した。
234	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に、ありません。	社会保険庁で保管・管理している記録を可能な限り該当者にお知らせし、お客様からの問い合わせに対しては、一つ一つ国民の目線で丁寧に対応をする。	基礎年金番号に統合されている記録があることは、以前より承知していたが裁定請求時等本人の申出により明らかになっているものと思っていた。平成19年に5000万件の報道がされた時は、件数の多さに驚いた。	庁通知に則り被保険者記録照会の回答や年金特別便の対応に積極的に係わった。被保険者の情報を庁のみで管理していたことが結果的に基礎年金番号に未統合の件数を増加させたことになったと思います。もっと早くに被保険者情報を本人にお知らせし、積極的に未統合件数の減少を図るべきであった。
235	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	領収済通知書の未着ということがありました。これによって、納付記録となっていないことがあるのではないでしょうか。実態はわかりません。	質問の意図が明確でないように思います。 年金記録問題としては、各種の項目あるところ、一番大きなものは、未統合記録の問題と思います。 第一義的には、年金加入記録回答票の回答を早く処理すること、かなり無駄があるでしょうが、この際カッセト記録をすべて聞いてみることも必要と考えます。	社会保険事務所において、年金相談を担当していた際に、氏名の入っていない記録があること、基礎年金番号創設以降は、未統合記録があることも認識していました。だだ、その時期は、基本的に年金請求時や期間照会によって確認するしかないと考えていました。 一方で、基礎年金番号創設の時期は、猛烈に年金記録統合の件数があったことも事実ですし、過去記録整備を行っていましたから、これらによっても確認が進むであろうと考えていました。いずれにしても、日々の業務において大きな問題意識はなかったと思います。 平成19年又に駅でのチラシ配付を行い、その頃に5000万件の未統合記録がについて認識したところです。	「ねんきん安心ダイヤル」や「ねんきん特別便」などについて対応しました。 過去、社会保険事務所で年金専門官を担当したときに、各地区で事業所説明会を行い、また、年金手帳を大切にしてほしいとの広報活動をケーブルテレビによって行うなどしていました。年金手帳に関する指導が不足していたのではないかと考えます。 また、基礎年金番号創設時に、氏名の入っていない年金記録があり、これでは氏名検索ができず、この際にその補正を行うべきではないかとの意見を上申したことがあります。今、思うと、その点についてもっと強烈に意見を出すべきであったと思います。 ただし、その意見が盛り上がったとしても、当時の状況では、年金請求時に確認するので、その予算はつかないという可能性が高かったのではないでしょうか。 もう一つの反省点として、年金制度の運営には国民の協力、理解が必要であり、年金制度の仕組みなどについて被保険者や事業主を指導することが不足していたと思います。一時、社会保険業務センターの事業で、「年金研修」があり(前掲広報はそれによるもの)、このような事業の「継続的」な取組が組織的に必要であったと考えます。
236	地方庁	その他(社会保険事務局)				
237	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特にございません。	ねんきん特別便が届かなかった方、届いても回答がなかった方への電話、訪問等による徹底した確認作業を行う。	社会保険庁、被保険者、事業主、市町村等、事業に関わる者の事務処理ミスや認識不足等が結果的に様々な年金記録のもれや誤りを発生させた人為的なものと考えます。問題の存在を知ったのは今回の記録問題の発生でした。	長年、社会保険業務に携わってきましたが、多くの記録誤りがあることに正直驚きました。振り返れば、年金記録が1人ひとりの大切な個人情報という考えが希薄だったと思います。ただ業務処理する対象という認識ではなかったかと反省しています。この間、窓口相談、記録確認・調査等に全職員が総出かりで解決へ向けた取組みを展開すべく、体制作りや関係機関への要請行動等を推進してきました。また、電話による照会・確認を担当する等具体的な取組みにも参加しまし
238	地方庁	その他(社会保険事務所)		わかりやすい年金制度、各個人が簡易に年金の試算等ができる制度、システムの構築を望みます。	未統合の手善を基礎年金番号導入時に順番に統合作業を行っていたら、ここまで問題は大きくならなかったのではないか。	年金相談にみえるお客さまには真なな態度で接し納得していただいたことも多くありました。 反省点・・・もっと早い時点でこの問題に取り組んでいたならば、年金受給者、 被保険者とも迷惑がかからなかったと思う。
239	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません	集中的に取り組み早期に決着する	問題があるとは認識していませんでした。マスコミ報道をされてからです。	特別な対応はしていません。年金番号の設定の際にCDコードを入れると誤りは非常に少ないと思います。
240	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特になし		1S59年の基礎番号導入時から基礎年金番号に未統合の手善があることはあくまでご本人からの申出の協力を得ないとできないことであるが、庁として積極的に統合していこうという姿勢及び地方職員の協力意欲が乏しかったこと。その結果、仕方なく年金請求時に確認すればよいと安易に考えていた。 2コンピュータ時代になったことから古い記録こそ優先して機械登録すべきなのにされていなかったことはH19まで知らなかった。 3S51年ころコンピュータでは氏名が空欄や生年月日が一部相違していることがあることは知っていたが後で正しく登録されるんだろうと安易に考えていた。 4オンライ上の記録の正確性の疑問はS59年に国民年金の納付記録(検認)報告を社保の台帳に消し込み作業する際に複数チェックがされていなく絶対確実に処理がなされたということの保証はないと感じたが、日々の処理作業の流れに埋没してしまった。 5記録問題が報道されて初めて事実に基づかない処理がなされたことを知ったが役員の場合は	基本的には本庁からの指示がない限り対応が取れなく、全ての事柄に改善していこうという積極的な意欲が乏しかった。 また、ある時点における到達点がどこまで来ているかは年金記録の管理面では一切されなく、適用状況とか保険料収納状況に備った事業評価であったこと。業務監察においてもそのような視点でのチェックがなされなかったことは本庁自体が問題意識していなかったことであり、本庁機能が質的にも量的にも不十分であったことに尽きる。 社保システムは独自システムであり導入時は時代の先端を歩んでいるということで全国から視察に行ったことにあぐらをかいていたんではないか。汎用性に欠ける欠点を克服して経済的で効率の良い技術革新に即したシステム変更への先を読む力量に問題があったのではないか。 地方からシステム面での改善要望が多々挙げられていたが総じて費用対効果をみて検討するであり、手作業で対応せざるを得なく機械への信頼性を向上させることの視点がきわめて乏しかったのではないか。
241	地方庁	その他(社会保険事務局)	期間調査等について、受付後、調査が進まず滞留しているものが相当数ある	・調査に従事する人員を大幅に増強する ・時間を掛けて粘り強く取り組みを進めていく	・年金制度発足以来の問題 ・記録のオンラインデータ化や基礎年金番号の導入によって、宙に浮いた年金記録が明確化した ・入庁後すぐに(平成10年頃)問題の存在を認識	【自分の対応】 ・各種届書の処理時や、窓口対応時などに、別手番を持っている場合は積極的に記録の統合処理をおこなってきた 【反省点】 ・庁が記録の整備、保管に十分な措置、予算、人員を確保しなかった ・庁が記録の保存を軽視していた(国年普通台帳の廃棄、市町村保有台帳を突合せず廃棄を指示など) ・基礎年金番号導入後、記録の確認、整理、統合に対する取り組みが遅かった
242	地方庁	社会保険事務所長	現在は特にありません。		問題点は以下の通り 1.厚生年金に対して世間の認識が薄かったことによる厚生年金手帳番号の多重複の発生と防止対策の遅れ。 2計画性の無い基礎年金番号制度の実施 3.厚生年金の被保険者記録は愛知では原票で管理し、厚生年金番号と記録を切り離して庁に進達していたが、常に御入力がありリストで調査をしていた。	3.については、係長当時、常に会議の場において「進達の番号が御入力されている」と発言し続けたが、具体的改善は見られなかった。 一係長の立場は声を大にして発言しても聞き入れてもらえなかったかもしれない。 しかし、他の業務であったが、一時期改善の姿勢を庁が見せていた時期もあり喜んでいたが、いつの間にかその姿勢も消えた。 当時は今のようなシステムにもなっておらず、会議にて庁への要望をあげるしかなかった。 他に手立てはないかと考えてもいたが、当時ではどうにもならなかった。
243	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません	年金記録問題は、人員を増やして処理されたほうが良いと思います。	具体的にはわかりません	窓口相談において、お客様対応おわれていました。
244	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	今の事務処理を継続する。	非常に重大な問題であり、早急に解決すべきと認識している。 テレビのニュースではじめて知った。時期は忘れた。	職務上何もできなかった。 過去の事務処理を振り返り、問題点を洗い出し、その上で進めていくべきだった。
245	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。	調査人員を増加し、また専用の調査場所を確保して、集中および効率的に処理すべきと思います。	大きな問題とは、認識していませんでした。 知ったのは、マスコミ報道があってからです。	勤務時間(残業時間)を増やして、早期に対応しようと行動しました。 早期解決は、大前提ですが、設定した期限に間に合わせるための、人員およびシステムの構築が、不足していたと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
246	地方庁	その他(社会保険事務局)	呆れるほどに漢字が読めておらずとんでもないフリガナ登録をしている手帳番号がたくさんある。また、昔の台帳の文字が汚すぎて読めない、保存状態が悪いなど、台帳の問題で記録を見つけられないことも相当あると思います。 それから、厚生年金加入記録を調べるときにも、会社が通営する店舗の屋号しかお客様が覚えておらず、本社名がわからず調査が手詰まりになることが非常に多いです。 あと、裁定訂正について、「平成9年以前に亡くなった、基礎年金番号を持っていなかった方の未払い分」の処理がまったくできていないのに、「裁定訂正には平均3ヶ月」などというのは、フェアでないと思います。「処理が完結したもの」で統計をとると確かにそうなるのでしょう(比較的簡単なものは怒涛のように訂正されていますから…)が、どれだけの「手付かず」が残っているかを公表していますか。 「こういう事情で処理できていないものが○件あり、お待たせしているものでは最長は○年いまだに処理ができていません」という公表をもしなければ、「都合の悪いことを隠匿している」と言われかねない、と思うのですが。	特に昔の手帳番号に関して、ひとつの氏名登録について複数の読み方候補を登録できるようにすればよいのでは。真っ当な読み方から、真っ当な誤読、とんでもない誤読まで。漢字登録や生年月日登録も同様に、台帳で判読の難しい部分については「6月17日または6月19日」等複数の候補を登録できるようにすればよいのでは。 また、「昭和○年×月生まれの『田中さん』」や、「昭和○年△月生まれで兵庫県在住で、下の名前が『ひろゆき』さん」など、「氏-名」に限らず、いろいろな条件で検索できるようにしたほうが、読みにくい苗字あるいは読みにくい名前の方の記録を調べるうえで有効ではないでしょうか。 厚生年金(事業所)記録については過去のものについてできるだけ、また、これからのものについては全て本社名、よく使われる通称、店舗の屋号、親会社・子会社の関係等の補足情報も登録できるようにすればよいと思います。 裁定訂正の手付かず分については、早く「どう片をつけるか」方針を出してくれればよいと思います。	起こるべくして起こった問題、起こるのが遅すぎた問題、この機に一気に方をつけなければならない問題と思っていました。 このような問題があると知ったのは年金給付業務に携わって、「即」です。 お客様が持ってこられた手帳の番号をたたいてみれば氏名登録がでたらめ、など、目を疑う事象はすぐに経験するところとなりました。	せめて自分の対応するお客様について記録の見逃しがないよう、氏名検索においても考えられる限りの読み方を試してみたり、生年月日の幅を広げたりして調べて差し上げる、また、ご記憶のある職歴については何でもお問い合わせしてみてください、と期間照会を推奨するくらいのことしかできていません。 (しかしすべての検索を事務として残すようになってからは、あまりに突飛な読み方は検索するのを敬遠するようになってしまっているのも事実です。ですので、お客様が持ってこられた手帳番号の氏名登録が想像を絶する氏名登録であった場合、「こんな誤登録まで掬おうとすれば、私はどこまで発想を広げて検索をかけなければならないのか…」と愕然とします。) 反省すべき点としては、 まず、記録問題が起こったこと自体についてのものとして 「現場で起こっていることを上層部に伝えて対応を要請しようという下部組織の意欲のなさ」 「何事にも「安くて早い」を第一条件にすえる委託業者の選定」 「制度やシステム的にどのような問題が生じるかということについての上層部の想像力の欠如、報告書だけ相手にして机上の数学で「一般的な」国民生活をデザインする厚生省の姿勢」 「組織全体が、上層部のえらい人たちはもちろんのこと、地方の人間でさえ『偽っても公務員』として、まったく他人事のように国民年金・厚生年金・船員保険を扱ってきたこと(お客様の目線・考え方の欠如)」 「導入当時は最新鋭だがあっというまに時代に取り残されたコンピュータシステム(そしてつぎはぎによるシステム更新)」 などでしょうか。 それから、記録問題が起こってからの庁(政府)のいろいろな対応についての反省点は、 「もっと早くに業務センターの裁定訂正業務体制を充実させるべき」 「社会保障制度という国家の根幹にかかわる事態なのに、その対応に充てられた人員も予算もきわめて限定的であったこと(現職員に際罰的な過労と心労を強いる「だけ」で解決する問題か?もちろん、それを強いることも「国民の期待に応える」という意味で必要なのだろうが、これによって去っていった罪の無い若い職員はたくさんいる)」 「事務を急いだあまり特別便送付においてトラブルがあったこと」 「庁(業務センター)に集まった膨大な特別便、散々ため込んだ挙句結局事務所に丸投げ。結果
247	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	[redacted]徳山地区の昔の状況(通称の事業所名と登記上の事業所名の相違、実際の所在地と登記上の住所の相違など)について知識がないため、お客様の要望に対応しきれない(実際には年金記録があるかもしれないが、たどり着けない)状況にあります。 私の場合、岡山市内、津山市内の事業所であれば、長年の経験から的確に加入記録の確認ができると思います。 ある程度、地元の職員、OB職員による調査が重要だと判断します。	基礎年金番号に統合されていない年金手帳番号が存在することが年金記録問題とするならば、転職時(種別変更時)や年金の請求時に記録を再確認することとなるため、自然淘汰的に解消される認識していました。 平成8年頃に期間照会の業務に携わっており、未統合の記録が多数存在していることは認識していました。	マイクロ記録を1件づつ確認することが、非常に根気の要る仕事であり、とても大変だったことから、WMへの記録収録を上司に進言したことを覚えています。 現時点で考えれば、年金記録と住民票上の現住所を含んだ記録をリンクして管理していれば、大きな手がかりになり、記録解明が進んだと思います。
248	地方庁	社会保険事務所課長級以上	事象とすれば既に報道されている事柄以上のことは承知しておりません。 ただし、その原因についてはあまりにも社会保険庁だけが悪者にされていることに違和感を覚えます。少なくとも厚生年金給みは事業所(事業主)、被保険者側に起因する事象もかなり多いと感じますが、ほとんど報道されることがないのが残念です。	特段の方策はないと考えています。他の年金記録問題と同様に一つずつ解決していくしかないのでしょう。今更原因を庁の外に求めたところで事態は変わりませんので。	複数の手帳を所持している人がいて、しかも特段珍しい現象ではないと認識したのは採用されて数年後です。(私は昭和59年度採用です。) 厚生年金に加入したと本人が主張しているにもかかわらず、その記録が見つからないという事象があるということを知ったのはそれからさらに数年後です。また、そのような事象を起こしうる原因(複数の手帳発行)を認識したのは業務課に配属された平成7年度からです。しかし、その翌年度には基礎年金番号が導入されたので、この問題は段階的に解消されるとの認識に変わりました。 国民年金の納付記録の本人記憶との相違は、まれにそのような相談を受けたことはありますが、いつからそのことを認知していたかは憶えておりません。 しかし、上述した事象はすべて「認識」はしていましたが、今日的な意味で「問題」と捕らえたことはありませんでした。なぜなら、今では全否定されていますが、申請主義、益関主義であったからです。領収書や年金手帳を保管していない被保険者に最終的な責があるという考え方でしたので、事象は認知していましたが問題と捉えることはありませんでした。問題として認識するようになったのは、このたびの年金記録問題以降です。「宙に浮いた」5000万件も、件数こそ知りま	職場内の価値観・常識がめまぐるしく変化しましたので対応に苦慮しましたが、即応すべく努力しました。 私はその時々の決まりごと、職場内での事務処理上のセオリーに忠実に従っておりましたし、社僅な事務を行ったことはありませんので、個人レベルであれば反省すべき点は一切ありません。 社会保険庁という組織としての反省点は、紙媒体で管理されている記録や未統合の記録整備をもっと進めるべきであったと思います。ただし、基礎年金番号を導入し、超長期的な計画ではあったものの無為無策であったわけではないですし、今日の問題の原因にいわゆる三層構造や労組の問題をあげるのは問題の本質を見誤っていると思います。(逆に年金記録問題発覚後の解決に向けた対応時に三層構造が原因で進まないということはあったと思います。)
249	地方庁	その他(社会保険事務局)			入社したとき。 先生に、年金の番号は基礎年金番号とは別の番号を持っている人がたくさんいますよ、あなたのご両親もその一人だと思いますよ、と言われたことがあります。実際、統合されておりませんでした。 これはどうしたらいいのか最初はよく分かりませんでした。こんなものなのかと思ってしまうほど何も誰も問題にはしていませんでした。	番号の中に入っていない記録を見つけ出すことをしない人がいるとおもいます。 たとえば、大阪の払い出しの番号を持っているのに、大阪の事業所の記録が一つも入っていないのは完全な記録ではないです。 そのことにも注意を払って、単に浮いているを言われている記録ばかりに注目していたのでは解決しません。 私自身はそういうことに気をつけながら記録の調査をしていきました。
250	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	存じません。	粛々と取り組みます。	マスコミに取り上げられるまで知りませんでした。 平成19年頃です。	マンパワーが必要であり、可能な限り業務支援を行いました。 平成9年の基礎年金番号の導入時に他手番の統合をもっと積極的にアピールするべきだったのではないか。
251	地方庁	その他(社会保険事務所)			H19頃より年金記録問題を知る。 過去の記録管理のまずさが今明るみに出たものと認識。	記録問題を解決できるのは現に今年金の仕事をしている 我々職員でしかないので、1件でも多く解決できるよう、法令遵守に 基づき組織で記録問題解決にあたった。 反省点としては、記録問題解決への人材、仕事内容のシフトが うまくいかず、時間がかかっている点と思われる。
252	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	現在作業しています記録の見直ししかないと思われます。	オンライン以前の過去の紙データは本人の申出により調査確認するものと思っていました。また、国会またはマスコミ等により年金記録問題として知りました。	年金記録問題の解決に向けて庁から示されました作業について、記録調査および補正、窓口、電話によるフォローアップ等をしてきました。また反省点としては、オンライン化と並行して過去記録のデータ化作業をするべきであったと考えます。
253	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	解決には、今度こそミスを犯さないために一人ひとりの記録を丁寧に、確認、調査してかなければなりません。要する時間が多く必要です。ただ、国民の方々には長く待っていただくわけにはいかない事情がありますので、マンパワーを短期間に確保するしかないとおもいます。また、記録調査はある程度のコツというか、経験も必要かと思われますので、OBの活用も欠かせないと思います。	基礎年金番号が導入されたころに、未統合記録がたくさんあるなととは、感じていました。早いうちに本人照合作業をする必要があると感じていました。	自ら、具体的に対応しなかったことは反省すべき点と思っています。
254	地方庁	地方社会保険事務局長		国民の皆様の信頼回復に向けて、問題解決に係る業務並に相応しい実施体制を確保し、詳細な実施計画を策定して、確実に解消していく。 解消作業の進捗状況等については、政府が責任を持って、正確な内容を国民の皆様に情報提供する。	事業主、被保険者及び受給権者からの届出の漏れや届出内容の誤り、社会保険サイドの事務処理誤り等に起因して発生した潜在的な問題であると認識していた。 年金の裁定業務を担当していた昭和53年当時、年金手帳番号の複数所持や被保険者等からの届出漏れ等により、オンラインに収録されていない記録があった。	当時は、裁定請求書の職歴とオンライン記録が異なる場合は、直接本人に詳細な職歴等を確認するなど記録の確認調査を徹底的に行って、正しい年金の裁定処理を行っていた。 正確な年金記録は、最終的には被保険者又は年金受給権者ご本人のみが把握しているものであり、潜在的な問題を早期に発見し、訂正するためには、早くから基礎年金番号を導入し、「ねんきん定期便」等を活用した記録確認を早期に実施すべきであった。 5000万件の未統合記録などの年金記録問題について、心象能大かつ不正確な内容のマスコミ報道や一部評論家による論調等により、正確な内容を国民の皆様に伝えられず、無用な混乱を発生させたところもあったのではないかと考えている。
255	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	記録解明がむずかしいものもあり、その対応として画一的な判断基準が必要であると思います。	長い歴史による問題であり、問題解決の難しさを痛感しておりました。 平成17年9月に年金給付課に在籍してからです。	過去の取扱いルールに沿って対応しました。 制度の複雑さ、各県ばらばらの対応等が反省点だと思います。
256	地方庁	その他(社会保険事務局)		解決への近道はなく、記録の判明に向けて粛々と作業を続けていくことに尽きると考えています。	将来の年金権を揺るがす切実な問題。 これまでは年金の裁定請求された際に、手番を統合していくことにより解消されていくことだと認識しており、このような問題が存在することを知ったのは、マスコミ報道されるようになってからです。	お客様の立場に立って親身に対応することを心掛けました。 電算化する際にデータ入力に関する管理チェック機能がきちんと働いていなかったと思われることが、この問題の一因だと考えます。 このほかにも、事業主の未届や偽った届出等を未然に防ぐ体制が確立されていないことにも原因があると思います。
257	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	記録問題解決には、一件一件丁寧に調査していくしかないと思いますが、既になくなっている方もいることから全ての調査が終了することは困難だと思います。最終的には、政治的な判断も必要ではないでしょうか。	平成9年1月に基礎年金番号制度になったときに、基礎年金番号以外の他手番の有無等について、照会ハガキを送付したが全て回答があったわけではなく、その後も継続的に照会していたと思いますが、未統合の手番が解消できたわけではないと思います。継続的に照会していけばいずれ未統合の手番は減少するとは感じていましたが、件数も含めて年金記録問題が存在することを含めて認識したのは平成19年に入ってからだと記憶しています。	お客様に対しては、相手の話を良く聞いてオンライン記録を説明し記録について調査しました。 記録問題の反省点としては、国民年金と厚生年金でそれぞれ記録を管理していたことが最大の原因であると考えます。また、厚生年金だけでも複数の番号を持っている方もいることから資格取得時の手帳番号の存在についての確認が不十分であったと思います。
258	地方庁	その他(社会保険事務所)	一般に知られていることのみ存じています	一件一件丁寧にそして迅速に戸別訪問もしながら対応することが必要と考えます	過去において、本人の間違い、都合で誤った届出をされた、会社からの届出不備、私たち社会保険事務所での事務処理誤りがあったと考えています	お客様、被保険者、年金受給者に対応したごとで気をつけたことは、時間がかかることを少しでも理解していただき、少しでも早く決定し支払いができるように努力するとはなしました。 届出の方法、用紙の変更、事務処理のチェック体制を改善したほうがいいと考えます
259	地方庁	その他(社会保険事務所)			15年頃から未納問題等が問題視され始めていましたが、その頃は庶務課に所属しており、問題意識は薄かったと思います。その後、国民年金課に異動となり、記録問題に触れる機会は多くなりましたが、当初は平成9年の基礎年金番号への統合もれとして、年金請求時に確認すれば良いと認識しており、特に問題があるとは思っていませんでした。未統合の数が発表されたとき、受給者の手番が多数統合されていないことに驚きました。今の年金記録問題が表面化して初めて、機会登録上の記録と実際の納付記録が異なるなど重大な問題があると認識しました。	年金請求時に年金記録の確認をすれば良いとの姿勢が、問題があった場合発見が遅れてしまい、被保険者に迷惑をかけ、年金不信へつながってしまったものだと思います。年金記録問題が起こってからは、年金記録問題以外で来所された方にも、窓口で記録の確認を行うようにしています。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
260	地方庁	その他(社会保険事務局)		特別便のような被保険者と国の双方で記録を確認することが、今後も必要と思います。解決には時間を要すると思われ、即効性のある手段は現状無いのではないでしょうか。	国があたかも不正を行なっているかのように報道され、ショックを受けました。 この問題は記録の確認を定期的に行なわなかったことにより生じたものと考えます。年金記録問題と認識したのは19年頃です。窓口は混乱し、正常な状況ではありませんでした。すべての年金記録に問題があるように報じられ、受けてである被保険者・受給者も要らぬ作業を強いられたのではないでしょうか？	コツコツと記録の検索を進める以外、道はないのではないでしょうか。 多くに方々の大量の記録を検索する作業は容易ではありませんし、ある程度熟知した経験も必要かと思います。多くの予算(経費)を注ぎ込んでも、即効性のある結果は得られないのではないでしょうか。既に起きてしまった問題はキチント回答し、今後は記録を相互で確認する必要があると思います。
261	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし		年金は国民全体の老後の大切な収入元であるため、重要な問題であると認識している	お客様に対して、今現在できる範囲で誠心誠意対応していかなければならない。 また、問題は今ではなく、過去の年金システム、時代背景もあると思うが、職員個人の責任、危機管理が足りなかったと思われる。
262	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
263	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	後客時において丁寧に応対するとともに、社会保険事務所において調査中のねんきん特別便や定期便は、迅速に回答するようこころがける。	年金記録問題の存在は、マスコミによる報道により、平成19年頃に知った。それ以前は、問題にすらなっていなかったと思う。年金記録については、年金受給の手続き時までに解決していると思っていた。厚生年金の記録については、期間調査の申出ができるが、国民年金の記録については、調査用紙すらなく、領収書が提示できなければ、納付記録を訂正していなかったと思う。	正直なところ、自己責任の部分はあると思っていたため、お客様の立場に立った対応はできていなかった。こういった意識を改めるべきであったと思う。
264	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じません。	問題が大きくて、具体的な方策は思いつきません。	記録の保存が大雑把だと思っていた。昭和56年ごろ	先にも述べたとおり、問題が大きくて対処のしようがなかった。現場では反省点を挙げるような余裕はない。
265	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	存じません。	政治的判断。	年金記録に不備があり、十分な管理確認がされていなかったと 認識しています。 平成18年頃からです。	年金記録照会相談、確認作業などに積極的に対応しました。 年金記録管理は、全国的なものであることから記録管理の統一化 や保管、内容など個人の一生に関わる事項に対してその認識が、 不十分でありました。
266	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特になし。	個人個人の年金記録については、現在のねんきん特別便及び定期便の回答の対応を急ぐとともに、早期に個人を特定した検索システムの構築をする必要がある。 また、22年1月以降、年金機構へと組織が変わっても年金記録問題は引き続き対応を要することから更なる人員の確保が必要である。	年金請求時に記録の整備を行うことについては、あまりにも整備を要する記録が多かったことから、もっと以前に整備する必要があるのではないかと疑問視していた。	到底、個人として対応できるものでなく、遅くとも基礎年金番号が導入された時点で記録整備に対し国として対応を図るべきであったと考える。
267	地方庁	その他(社会保険事務所)		問題の解決に向けては答えはでません。 ただし、今後起きないように制度等をしっかりしなければと思います。	なぜ、今になってという思いです。 そもそも基礎年金番号開始時に大々的な広報等しなかったために今に至っているのではないのでしょうか	対応については、本人からの申し出を聞き未統合の番号が無いか等を確認することです。 反省点は、 ・年金請求時の期間確認不十分 ・オンライン前に無条件と思われるほど一人に対して年金番号を払い出した ・紙台帳、マイクロ整備がしっかり行われていなかった。 ・年金制度の周知不足 ・制度のわかりにくさ 等、きりがないほど挙げられると思います。
268	地方庁	社会保険事務所課長級以上		現在進めている一つ一つの記録の調査を完了させるしかないのではないかと思います。		特別便、年金記録確認のお知らせ、厚年旧台帳(1,466万件)のお知らせ、定期便等と矢継ぎ早の調査では、職場は混乱するし、被保険者や受給者の方々も混乱しています。 記録問題が大きくなり、大慌てでの対応となったためとは思いますが、もう少しじっくり取り組んでいかないと、結局おろそかな調査で終わってしまい記録問題の全面解決にはならないのではないかと思います。 何十年もかけて蓄積された問題を短時間で解決するのは、非常に難しいです。
269	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	地道に時間と人手をかけていくしかないと思います。 ただ、経費をかけられないのはわかるが、急場しのぎのバイトを多く使うのは、仕事の質の面で不安でもある。	年金記録に入力誤り等があることには、入庁当初から気づいていた。	人が入力処理をする以上、誤りは避けられないので、年金定期便のようなものか、処理結果の通知が必要だと感じていたが、一人でどうなるものでもないと思っていた。 反省点としては、なんらかの形で上申すべきだった、ということになるが、上申したとしても、当時の社会保険庁や厚生省が解決に動いたはず、とは思えない。
270	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		基礎年金番号の導入に計画性がなかったのではと思います。	手帳番号の重複者等、個人個人の記録整備を実施した上で基礎年金番号の導入を図るべきだったのでは思います。
271	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	業務センターだけでなく、事務所の人も一時的にでも増やす。	社会保険庁だけのことでなく、年金制度そのものの国民の信様の信頼を失ったと思いました。 すみません、国会で議論となった時です。	本来業務だけでなく、年金問題に係る臨時業務に積極的に携わろうとしました。 調査等に長時間要している点です。
272	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	社会保険業務を経験した職員を増員するべき。 年金記録問題解決に向けた業務を所掌する専門の課を設置し、集中して対応するべき。 平成22年1月以降に設置される年金記録課がその業務を専門に対応する課になると期待していたが、課長も課員も不在の課では集中して対応できない。 結局、片手間になってしまい、平常業務とのバランスもあり効率的ではないと思います。	複数の手番を有する人の記録整備は困難であろうと認識していたが、これほど複雑(旧台帳の存在、オンライン化の際の入力誤り等)な記録管理になっているとは認識していなかった。	オンライン化の際に氏名のフリガナを本人に確認していなかった点は大きな反省点であると考えます。
273	地方庁	社会保険事務所課長級以上		1月以降人員が削減される中、民間からの採用や、事務補助員の補充では対応しきれないと危惧している。本当のプロが育つ環境にあるのか疑問がある。 大幅な人員異動をともなうため、新組織へ移行してもしばらくは業務がスムーズに動かないものと思われる。 あれもこれも進めるのは物理的に無理。限られた人員で、記録問題の解決を最優先とするならば、強制徴収などは同時に進めるべきではないと考える。必要性が理解できない報告ものも増加している。年金委員制度なども、まったく機能しておらず、メリットがないため廃止すべき。 集中して業務にあたれる環境整備が必要ではないでしょうか。 また、お客さまの協力も必要。年金制度をもっとわかりやすいものにすべき。併せて年金教育の充実も重要。	仕事をはじめた当初から、携わってきた業務ごとに「危険だな」と感じることはあった。 しかしながら、システム的に解決できない問題や、行政だけで解決できない問題と、なかばあきらめていたのが現状。 これまでがそうであったように、年金請求の際に1件ずつ解決されていくものだと考えており、これほど問題が大きいとは思っていなかった。	自分が対応したお客さまには不利益を与えないよう慎重に対応してきた。 また、不十分ではあるが、気付いたことは積極的に問題提起し、周りの職員への周知・指導を行ってきた。 もっと早くから、全職員が、強く危機意識をもちつつ、お客さま目線で業務についていればよかったと反省している。 また、どんな組織も同じかと思われるが、現場と本庁の温度差が大きすぎるのも原因。
274	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし		特に問題とはおもっておらず、年金請求時あるいは、年金相談時に対応するしか方法はなかった。5000万件の報道があってから知りました。	窓口、電話等、照会を受けた方については、記録については、特に以前より意識を高めて対応した。また、社会保険庁から送付されたデータについても、積極的かつ慎重に取り組んだ。 突然の、多数の来客者、電話対応におわれ、職員のスキル、体制が整わず、疑問点について、事務局、社会保険庁へ相談するも忙しいと拒否されることもあった。もっと以前から、しっかりと体制を整えたうえで、取り組むべきことだったと思う。
275	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	1件ずつ対応するしかないと思う。 過去の記録確認においては、歴号と法人名、旧町名等の個人レベルでの知識により判明度合いが変わってくるので、対応職員は地元の職員がベスト。 また、地元の高年齢者の雇用によりその情報を得ることも有効と思います。	基礎年金番号導入後、年金給付課を経験し手番統合がされていないこと、複数の手番持ちの方の多い状況により認識しましたが、機械化されていない記録等の存在は承知していなかった。	年金裁定時に確認の徹底、配偶者記録についても確認可能な手番記録については電話照会等により全件確認し、記録整備を行った。 反省点は、基礎年金番号導入時点での手番確認、統合作業をの徹底しておくべきであった。また、時代背景が違うとはいえ過去の記録管理のずさんさに当事者ながら目を疑うことが多くある。
276	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	特にありません。	近年2～3年ころから認識していました。	年金特別便支援など積極的に取り組みを行いました。
277	地方庁	その他(社会保険事務局)	名前の入っていない年金記録の名前を入力する作業をした際。同時に名前の入っていない年金記録の補正や訂正を行ったが、早急な作業であったため、記録の補正・訂正誤りが生じていないか非常に心配している。 補正・訂正が必要な記録のうち、その一部は高度な検討が必要な分があったかと思うが、あの作業以降どうなったのか、心配している。	業務に精通した者によるマンパワーを使って、地道にやっていくしかないと考える。信頼回復のため、早急な作業が必要なことは十分に理解しているが、あまり、解決を急ぐと新たな年金記録問題が生じてこないか心配している。	解決しなければならない問題と認識していました。年金記録の補正・訂正作業に始まり、年金特別便対応、年金記録照会作業、再裁定作業と歴史に記録問題解決のため業務を進めてきました。 年金記録問題が存在することを知ったのは、マスコミ等の報道で大きく取り上げられるようになってからです。それ以前にも、未統合の手番の統合作業についての計画・事務処理文書は見たことはあったが、マスコミ等で取り上げられているような問題によるものを含む内容のものであるとは思ってもいなかった。	(8)で書いた内容と重なる部分もあるが、問題解決のため、年金を支払った人の当然の権利を確保するため、毎日懸命に業務を進めてきました。 反省点は、年金特別便の記録の表示方法(特に共済記録のある方)や送付方法、窓口での対応方法について、事前にもっと多くの人から意見を聞き検討を重ねることはできなかったのかという事です。また、問題が生じた後も、マスコミ等を使って注意点についての積極的な広報をしたり、体制や対応の早期見直しといったことが、できたのではないかと考えることです。 そのあたりが充分でなかったため、私たち現場で働く職員が対応に苦慮したりして多くの負担がかかることになったこと。年金特別便を送付された皆さんに多くの戸惑いや不便や不満を与えてしまうことになってしまったことが残念です。
278	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	年金記録問題解決を最優先の課題として考え、全所体制を確立し、後回しできる業務については後回しとし、一日も早く問題解決に向け努力が必要であると考えます。	最優先課題としてとらえております。	通常業務に加え、ねんきん特別便処理に対しても、積極的に対応しています。
279	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	謝金職員や賃金職員ではなく、 正規の職員の増員。	統台帳から機械管理に移ったときに、データ移行がうまくできていなかった。 新聞報道等のころより。	事務処理の応援にたずさわった。 正規職員の不足による、対応不足。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
280	地方庁	社会保険事務所課長級以上			年金制度最大の問題と思った。 はっきり覚えていない。	複数での確認、読み合わせが1番重要と記録問題だけではなく、慎重に対応した。 本来何十年もの記録を紙媒体で管理することに無理があったと思う。 また、時代の変化に制度の改正等追いつけなかったと思う。反面、何十年もの先を見据えた改正ができず、その場しのぎ的な改正があったりしたと思う。 過去の過ちを正すのはもちろん必要と思うが、それ以上に、今後このような問題が起きないよう、誤った処理がされないよう考え対応していくべきだと思う。 効率化、合理化といった関係で業務の集約、定員の見直し等してきたところであるが、届書の受理、確認にきちんとした対応と、流れ作業的な処理ではなく確認しながら慎重に処理していかなければ、同様の問題はなくならないと思う。長い時間を預かる制度のため、単純に早さ、予算的な問題で終わらせてはいけないと思う。 また、制度が複雑になりすぎ、実態と法律が合わず解釈等に迷うことが多々ある。わかりやすく、細やかな内容で通知し、誰もが同じ回答、処理ができるようになればと思う。 なお、、最近は頻繁に人事異動があり、どの分野も中途半端に終わっている気がする。担当業務をある程度専門化し、腰をすえた仕事になれば、知識や経験を活かし、自信を持ってお客様と対応できると思う。 現場では、確実に正確な処理を目指し、「お客様」という認識で対応する意識改革はできていると思われます。日本の将来をどうすべきかといった広い視野で年金制度を考え、改正されることを望んでいます。
281	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	地道に一つ一つ解決していくしか方法は無いと思いますが、国民は早急な解消を求めているので、時間をかけた事務処理は出来ない。 更なる記録確認の条件の緩和をずるしかないのでは。	記録問題として世間的に騒ぎだした時	当時は、地方に赴任していたので、割り当てられた不都合記録を効率的に処理するにはどうすればいいか検討した。 記録確認作業を行う人員不足と事務処理に際しての統一的な指示の徹底不足。
282	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	時間をかけて、丁寧に調べるしかない。	問題を知ったのは平成19年頃です。 生活にかかわる問題なので第一優先課題と考えていました。	記録を丁寧に調べました。 基礎年金番号を、もっと早く導入しなかったことと、その時に、統合処理をしっかりしなかったこ
283	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	存じません。	現在、取り組んでいる期間照会業務を迅速、着実に実施し一件一件処理することが大事であると考えます。	平成18年ごろに未統合記録の件数が公表され、非常に難しいと思いましたが、解決しなければならない問題だと思いました。 平成18年ごろだと思います。	最優先の業務と考え、来訪される方が不安を抱かないよう対応しました。 基礎年金番号を導入したときに、統合処理を促進させておくべきであったと考えます。
284	地方庁	その他(社会保険事務所)	、特にありません。	現在とっている方法のほか思い当たりません。 ただ、記録調査を進めていく上で、古い年金記録の、お勤め先の記号などが、早くわかる方法があると、よいと思います。	平成14年以前より国民年金業務課に在籍しておりまして、そのときに、厚生年金の期間照会はあるのに、国民年金の記録調査の用紙はなぜないのだろうと思っていました。 また、納付記録について、ご本人様から疑義があった場合に、市町村の台帳と社会保険の旧台帳を突合するという作業を、日常的に行っておりましたので、平成14年に機関委任事務が廃止された際、市町村台帳を破棄してよいという形になったということについては疑問を感じておりました。、	国民年金の市町村台帳の破棄については、事務所で働く現場の職員の意見を聞く機会があれば、行われなかったのかもしれないと思われます。 機関委任事務の廃止の時期については、育児休業中だったため、もしかしたら、そういう機会はあったのかもしれないけれど、しらなかっただけかもしれません。 基礎年金番号制度が導入されて5年後、平成19年に年金記録問題が顕在化されるまで、5年という時期を考えると、あの市町村台帳があれば、救われた記録もあったのかなあとは思われます。
285	地方庁	その他(社会保険事務所)		具体的な方策など皆無である。 ただコツコツと片付けていくしかない。 放えて言うならば、無知な上級職員・政治家主導では解決不可能。 彼等は現場の意見を真摯に受け止めるべき。 年金制度は世間(現場を知らぬ者)が考える以上に複雑であり、多くの問題を孕んでいる。 早期解決を目指すのならば、経験豊富な職員を引き続き新組織にて雇用するべき。素人を雇用したところで、処理が遅延するだけ。	年金制度自体が、実際の運営を全く考慮せずに制度設計されていることが最も大きな問題である。 『記録問題』と騒がれているが、制度自体の問題と認識している。 また、過去の記録管理が杜撰であった点は否めないが、それが原因の全てではない。被保険者自身の責任(手帳類を安易に紛失・職歴の失念等)も大きい。何よりも年金制度を自らの選挙道具としてきた代議士、それを放置した国民全体の責任と考えている。	
286	地方庁	本庁課長・室長・企画官以上	承知していない。	体系的かつ計画的な対応を職員一人一人が十分課題認識し、確実に対応していくほかないと思います。	記録データの正確性の欠如、入力チェックの甘さ、ガバナンスの欠如(決裁ルートのあいまいさ)の問題と認識。平成19年7月ぐらい。	現行システムではかなりの部分少なくとも運用上での対処はできていると思われる。それについて職員一人一人への意識徹底が必要であったが、担当者が日々の業務等に追われ、またそれをしっかりと確認するチェック機構の確立ができていなかったのではないか。
287	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	集中業務として他の業務を止めてでも、全職員で取り組まなければ終わりが見えない。 また、現存の職員が退職・分限免職されるなかで、頭数をそろえるだけで質が伴わなければ時間はさらにかかると思われます。	過去の年金番号の付番処理があまりにずさんです。また、基礎年金番号ができた後の統合処理についても、いままで何もされていない。	こうした問題が生じてしまった以上、年金番号の管理について今以上に細かな対応をすべき。
288	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に、承知していない。	紙台帳記録とコンピュータ記録との突合せ作業が急がれると思います。	年金記録等に係る業務経験は、これまで余りありませんので、特に問題意識はありませんでした。また、旧台帳記録及び紙台帳(原票も含む)記録の不備等による年金記録問題が存在することについては、年金記録問題がマスコミ等で報じられるようになってから知りました。(平成19年ごろ)	昨年7月から本年9月まで庶務・年金給付課長として、社会保険事務所において「ねんきん特別便」等の窓口対応をさせていただき、様々なケースがありましたが、特に、年金記録の「もれや誤り」が記録の管理や登録に起因するケースについては、お客様には、大変申し訳ない気持ちでいっぱいでした。対応策としては、一つ一つの記録を、コンピュータ記録及び旧台帳記録並びに紙台帳(原票も含む)記録等と突合せながら記録整備する以外ないと思い対応しました。また、反省点として、基本的な記録の管理方法及びお客様が年金請求された時に、年金記録は最終的に確認すればよいという意識が組織全体にあったと思います。
289	地方庁	その他(社会保険事務局)		人員確保。特にOBの再雇用。	ちょっとした入力誤り程度の認識であった。約10年程前に知った。	対応しようとは思わなかった。数十年前より問題点の把握はされていたと思われるが長年放置してきたんだと思う。当初から対応しておけばここまで問題にならなかったと思う。
290	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	今までどおりに1件1件照会をかけていくしかないと思います。	基礎年金番号が導入されてからも手番を持っている人が多いことは感じていましたし、国民年金のマイクロと機械の記録が合わない人がまれにいましたが特殊なケースであると思っていました。数万件にも及ぶ未統合の記録の存在や、さらにはコンピューターにデータ化されていない記録まであることを知ったのは年金記録問題が取り上げられた時期からになります。	当時の担当課で、お客様からの申し出に基づき照会をかけ、またどうしてそう思われたのかなど丁寧に調査して回答していました。 ただ、自分自身がが当時から現在までどのような処理の過程でそのような問題が生まれたのか、またどこまで調査すれば完璧といえるのか、わからないままでした。 機械化を進める際に複雑な処理を後回しにしてしまったり、一部の人しか年金記録問題があることを認識していなかったことや、厚生年金の住所管理をしていないなど後々のことを考えずに処理をすすめてしまったことが記録問題の問題だと思います。 年金記録を回復(確認)するためにとった手段も見切り発車的で、法律の整備、またそれに対応できるシステム、事務所・業務センターの処理体制等がないまま行われてしまったことが反省点としてあげられると思います。
291	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録ではないかもしれませんが、70歳以上被用者年金にかかる事務処理が今後問題になってくると考えます。 昭和12年4月2日生まれ以降の70歳以上の被用者には、社会保険の適用事業所に勤務している際、被用者年金該当届を提出することとなっています。今現在、70歳以上の健康保険資格取得届などあった時には、提出指示できますが、健康保険組合等加入事業所には指示できないため、届出漏れが確認できないところが現状です。 今後、昭和12年4月2日生まれの方が75歳以上になった際、新たに75歳以上で資格取得に相当する場合や、事業所内でその一人しか給料支払い者がいなかった場合、新規適用するにしても被保険者となる人はいないため、新規適用されず、社会保険の適用事業所とならないため、被用者年金該当届を提出することができないので、同じ給料をもらっているのに、年金が全額支給される者と減額される者がでてくるという問題になるとおもわれます。 当事務所では75歳以上の被保険者のみのため適用事業所全喪届と提出させていないが、他事務所では受付している話も聞きますので、今後問題になってくると思われます。	事業所への今以上の広報。 事業所新規適用届、全喪届基準の見直し。 結局は、70歳被用者年金制度自体の見直しがなければ解決しないと思われます。	過去の自分が疑問に感じていたこと等制度上やむおえない等考え問題意識としてとらえていなかったことが、よくなかったと深く反省しています。 平成9年基礎年金番号制度に変わったときから疑問に感じていました。	基礎年金番号に統合されていない記録の年金手帳等確認した際は、積極的に統合処理しました。基礎年金番号通知書を発送した当時の返信用はがきを現在の特別便のように全員に提出させるようにし、未提出の者には督促等するべきであったと考えます。
292	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	マンパワーが必要である。 今まで以上に人員を増員し、記録の付け合せ等を実施する必要がある。 しかし、職員数にも限界があり、新人では時間がかかる事から、OB等を活用し、調査を進めることが必要ではないかと思う。	過去の記録がWMに全て入っていないことは知っていたが、膨大な件数に昇るとまでは知らなかった。 年金を納めた方々が不利益を被る問題である。 この問題の存在を知ったのは、当初の報道によるものと思われる。	記録を確認する方々に対し、その人に応じた相談や記録調査を心がけた。 しかし、マンパワーの問題から、現業を持ちながらの対応は限界があった。 また、過去の業務方法など情報が少なく、台帳確認などに時間を要した。
293	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくになし	住所不定者や無関心者や死亡者などの年金記録が残っているうちの大部分を占めていると思われ、統合可能なものと統合不可能なものに分類し、不可能なものはあきらめるしかないと思います。時間をかけても判別無理なものもあるでしょうし、、時間がかかりすぎても判別はなお難しくなることから、どこかで区切るしかないと思います。	裁定請求時には必ず戸籍の名前から旧姓・現在名を氏名索引の上、他記録がないか確認はしており、できる限りの統合処理をしてきた。ふたを開けてみると実際老若かかわらずいろんな世代の方について他記録があり、驚きました。また、業務センターに各都道府県の紙台帳記録が残っていたのも、年金記録問題が生じてから初めて知りました。知らないことも結構あったことに	引継ぎ不足や問題点があることに対して気付かず、そのまま事務処理をしていった結果がこういう問題につながったのだと思う。また、庁・センター・局・事務所という縦割行政で問題点をあげることができず、若いときから風通しが悪くもどかしく思っていましたので、職員のなんでも相談室のような部署を作れば、問題点を解決してよりよい機構が築かれるのではないかと思います。
294	地方庁	その他(社会保険事務所)			記録問題とは認識していなかったが、平成10年に採用後は、基礎番号導入後で、手帳を複数お持ちの方は順次統合作業を行ってきました。しかし、何万件が未統合になっているのか等現場職員が知る機会があまりにも少なく、現在のように職員も認識せずに、熱心に記録統合作業は進めていなかったのではないかと思います。 もっと基礎番号導入時に現在行っている様な態勢(特別便・定期便等)が整っていればここまでの問題に発展しなかったのではと思いました。	反省点は(8)のとおりです。早急な解決は必要であると思いますが、問題が問題を生まない為にも、誤った統合や説明等をすることなく、解決を目指すべきだと思います。 それと職員への周知を早くしてほしいです。新聞など報道が先走ってるような気がします。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
295	地方庁	その他(社会保険事務所)		国が保存している国民の皆様の記録を再点検し、記録の整備を進める。 記録なしのものでも、本人の申し出、その他の人の証言をもとに、申し出た本人が納得いくような調査を進める。	「以前の記録がない。」「記録が誤っている。」などの話は、10年ほど前に聞いたことがあるが、国が保存している記録に間違いがあるはずがない。という絶対的なものがあり、申し出られた方の勘違いなのではないか。と特に気にとめることもなかった。 数年ほど前から、テレビや新聞で年金記録問題が取り上げられるようになり、実際に誤りが指摘され、問題の重大さを認識するようになった。	国民一人ひとりの申し出に、親身になって耳を傾け、記録に誤りがあるなら、きめ細やかで迅速な対応をしなければいけないと思った。 国が行っていることに、絶対誤りがない。という意識を捨てなければいけない。 誤りが判明した時点で、原因究明と正確な記録の補正を行っていれば、ここまで大きな問題になっていなかったと思う。
296	地方庁	その他(社会保険事務局)		増員だけでなく、人員の育成が必要。	過去の記録も管理はできていると思っていたので、確認に時間はかかっても全て解決できると認識していました。 報道と同時期だと思います。	制度が複雑でわかりづらいので、被保険者への説明はわかりやすい言葉で行い、お互いに勘違いなどが無いように対応しようと思った。 記録の管理を2重3重に行っていれば、ここまで大きな問題にはなっていないと思う。管理体制を強化する必要がある。
297	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に無し	政治的解決。 人員的なものについては、日本年金機構の採用者だけではなく、OBや厚生労働省、地方厚生局及びけんぽ協会に行ったものなども含めて対応をすべきである。	古い時代の暗部。 記録問題が公になってから。	組織の一員として解決に努力をしている。 しかし、社会保険庁にかかわった人間はすべて対応をしていくべきである。すでに地方厚生局やけんぽ協会に行った者を記録問題に投入していないことについて、一刻も早い問題の解決を望むというのであれば反省すべきである。
298	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	記録を整備するための人員を増やす。	あってはならないことであり、年金加入者の生活に影響する問題だと認識していました。問題が存在することを知ったのは、年金の仕事をしていて、年金相談時に記録不備があるようなことがあったときです。	年金加入者にたいして、記録確認もれのないようにすることや、記録問題に関して申し訳ない気持ちで対応しようとしました。問題の反省点としては、コンピュータ化するときに整備を完全に行っていなかったことが挙げられます。
299	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	ある程度の広報も必要だと感じる。	国民の皆様が最優先に求めていることであり、一刻も早く解決すべき問題だと認識していた。	迅速に、正確に、わかりやすく(回答票の作成)、対応するよう心掛けた。この問題の原因として、一番は紙台帳からの切替作業がいい加減すぎたこと、次に共通の年金番号が当初はなかったことだと思う。
300	地方庁	その他(社会保険事務所)		事務所等によって異なっていると思われますが、全事務所体制が実行できていない気がします。この問題が自分達のことだと思っている方が少ないと感じます。(私の所属事務所だけしか分かりませんが)未処理等はあるので、やるしかないと考えますので一日一人何件とノルマを設定しないとやる人はやる、やらない人はやらないような気がします。(どの課も忙しいのは同じだと思います。)あと、それを仕切れるリーダーが必要かと考えました。 まず今の未回答のもの、未処理のものをなくすことが一番先に解決しなくてはならないことかと思います。	とても重要で人の生活に関わる問題であり、根深く時間がかかる問題と認識していました。 平成19年10月頃です。	一人ひとりの申し出に、親身になって耳を傾け、記録に誤りがあるなら、きめ細やかで迅速な対応をしなければいけないと思った。 国が行っていることに、絶対誤りがない。という意識を捨てなければいけない。 誤りが判明した時点で、原因究明と正確な記録の補正を行っていれば、ここまで大きな問題になっていなかったと思う。
301	地方庁	その他(社会保険事務局)		・年金記録問題に関する専属的なチームを設立し年金実務経験者を中心とした十分な人員を確保する。可能なら、現社会保険庁職員のうち半数ほどを年金記録問題解決のために確保が必要だと思います。各都道府県及び業務センターの作業進捗状況に併せて人員シフトを柔軟に行える体制が必要。	平成15年頃、厚年の記録補正業務を担当しており、被保険者、年金受給権者の方々からの照会に基づいて過去記録整備に従事していましたが、数十年前のあいまいな記憶しか手がかりがないお客様もいれば、非常に正確な記憶をお持ちの方もいました。丸一日以上マイクロ原票を探しても見つからないときは他人事に思えず残念な思いをしており、また、そのように記憶が確かなのに記録が見つからない方へ、あとになって「記録がありません」とお答えするしかないことがそもそも問題だと思っていました。既に判明している未統合の手番の統合作業に関しては、正直な思いとしてはそれほど重大に受け止めていませんでした。しかしその当時から、氏名・生年月日未登録の手番記録や他人の記録が混在している記録などがあまりに多く、平成15年当時、それを認識していたので、問題の存在を知ったのはその時期といえると思います。 社会保険庁が原因となっている部分はもちろん否定できませんが、国として国民の皆様方へそれをはっきりお伝えせず、漫然と日常業務の片手間のように認識していたことは大変重い誤りだと思っていました。国会の場で年金記録問題が発表されるもっと前から、この問題関する専属的な業務チームを作っておくべきではなかったか、と、今になって思っています。	一人ひとりの対応であれば、社会保険庁職員として使命感を強くもって、記録問題の解決にもっと努力するしかないと思います。 しかし個人レベル、あるいは部所ごとでの取組みには限界があり、記録問題解決のために社会保険庁の業務体制を思い切って全面見直しし、年金記録問題解決に向けて十分な人員を確保できていないことが問題だと思います。
302	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	年金記録問題解消が最優先課題として取組むようにいわれていましたが、現業と並行して行うのには無理があります。集中して年金記録問題解消に向けた業務が出来るような環境づくりが必要かと思います。	問題解決は最優先して解消すべき問題であると思っていました。問題の存在は江角まき子さんの未納報道から始まるマスコミ報道からです。	ねんきん特別便の送付により、来訪者が増加しました。現業は最低限に抑えてまずは混雑時の解消に努めました。 対応が後手後手に回ったことが反省点です。お客様をお待たせする結果となりました。
303	地方庁	その他(社会保険事務所)		国民一人ひとりの記録を丁寧に確認しないといけないので非常に手間がかかる作業であるため、やはり一定以上の知識を持った者を大量に動員しておこなうしかないのではと思われる。	社会保険庁としての管理責任はもちろんあるが、やはり非常に長期間にわたる期間を管理しないといけないため、その時代時代の管理方法の違いや、当時の考え方により発生してしまったと考える。	お客様一人ひとり丁寧かつ迅速に記録を確認し、お客様に納得いくような回答をだすよう努めた。 お客様の記録を管理する組織としての責任をとるべく、記録調査を行い新たに年金記録が発見された方については年金の再裁定を行っているが、なかなか支給されないという苦情が多発している。限られた人員のなかで高度な知識を要求される業務に集中させるのには限界があると思うがさらに迅速さがもとめられていると思う。
304	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない	シンプルに一つづつ解決するだけ。	していない。	昔がいい加減すぎた。当時のOB連は、知らん顔をして入庁まもない若い職員が日々、汲々と業務に邁進する姿には頭が下がる。
305	地方庁	その他(社会保険事務所)	特段無し		年金請求時には職歴等確認できていると考えていた。 平成18年頃(年金記録問題が出出した頃)	再度の加入記録確認を行い、漏れが解消するよう努めた。 まず基本的に、年金手帳は、例えれば運転免許証と同等の貴重品としてすべての方が保持すべきと思う。 就職・退職のその時点その時点での年月日の記録を年金手帳に記録し、その時その時に固知確認をするべきであったか。
306	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	N/A	今年(平成21年)2月に入庁したが、そのときに年金記録問題の概要を知った。 それまでは、報道されている知識しかなかった。	(8)の理由から、特定の問題に対して何らかの対応することはなかった。
307	地方庁	社会保険事務所課長級以上		事業所名簿(紙台帳)のしっかり系統たてての整備をする。 経験のある人を集め、時間をかけて1件づつ処理をするしかないと思います。	もっとしっかり整理された記録が、保存されているものと思っていました。 ずっと以前から、「事故リスト」が事務所に送付され、記録の整備をしていましたが、オンライン化になる少し前から、送付がなくなりましたが。今思えばあの頃にもう少し先の読める人材がいたらと思います。	事務所としては、1件づつ、解決していくしか方法はありません。そのように 対応したと思います。 とくべつ便にしても、もっとしっかり検討をかさねてから始めるべきではなかったでしょうか。政争の道具に使われ、見切り発車をしてしまったのが、最大の失敗 と考えます。
308	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	一番は人員をかけて集中的に取り組む。 謝金・賃金職員以外にも国家公務員の職員等を支援に活用するなど。	国民の皆様の大切な記録がしっかり管理されていると思っていたので、信用を失ってしまう大きな問題であり、記録の回復・信頼の回復に全力で努めていかなければいけないと思いました。 この問題の存在については世間一般に知られる時期に知りました。	とにかく国民の皆様の意見や話を真摯に受け止めて、浮いた記録等がないか出来る限りの確認をするようにしました。 基礎年金番号制度が出来る以前の複数の番号保持や、オンラインへの移行作業時の番号、氏名、生年月日等の未確認が大きな原因ではないかと思います。やはり相互チェック等の確認作業等が非常に重要であると考えます。
309	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし		各年金制度ごとに年金手帳記号番号が払出されていたことや、事業所や市町村及び社会保険事務所における年金記号番号の確認不足により、同一人物に複数の年金記号番号が払い出されてしまったことにより、年金記録が分散されてしまっており、本人も年金加入していた記憶を忘れたりして、未統合の記録が多数発生することになった。(年金業務に携わった頃)	当時は本人に事前連絡をするという概念(意識)がなかったので、最終的に年金請求時に統合すれば良いという認識であったが、定期的に本人にお知らせする仕組みがあれば、ここまでの混乱はなかったのではないかと思われる。
310	地方庁	その他(社会保険事務局)			社会保険事務所のこれからのお客様の信用にかかわる問題 世間やマスコミで話題になったころ。	微力ながら一件でも多く記録が正しい状態になるよう、慎重に作業するように心がけた。
311	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	最後の一人まで解決することは、至難なことだと思いますが、可能な限り最善を尽くしたいと思っています。 まず、旧台帳の関係でありますが、オンライン上でカセットに収納されており氏名及び加入期間が表示されていないものが多数存在しています。これでは、本人記録の照合はとても出来ないと思います。旧台帳関係は当然高齢者ばかりですから、早期の対策を取るべきと思います。 次に未統合の記録から追跡するのはいかがでしょうか。未統合の記録で勤務先がわかりますので、まだ現存している事業所であれば、従業員の記録が保管されている可能性があります。事業所へ本人の情報提供を呼びかければ、住所等が判明し、そこからアプローチする方法も考えられるのではないでしょうか。また、加入期間が短期の方は比較的地方からの出稼ぎ労働者が多く、同郷から複数で勤務されているので、未統合年番の前後の年番から持ち主が特定できることも考えられるので、受給者及び被保険者への情報提供も併せて呼びかけるべきと思います。各事務所で払い出した年金番号の未統合リストを送付して対応してはいかがでしょうか。	基礎年金番号導入前に年金相談窓口を担当していたことがあります。窓口に裁定請求された方については、過去の勤務状況を確認しながら年金請求していただいていました。しかしながら、当所の地域がら、短期間の出稼ぎ労働が多く本人も加入していたことの記憶があいまいであり、また、被保険者の氏名の登録があやまっているケースも多々あり苦労しました。この当時のシステムで最善の方策でおこなっても請求もれはあるだろうとの認識はありました。それに加え、年金請求を金融機関の担当者にお願いするケースも多くあったので請求漏れが多くなったことも事実だとおもいます。	その当時の対応としては、年金請求時によく聞き取りをすることと、金融機関の担当者には請求の勤務状況を詳細に確認してくださいとの対応を取っていた。 それ以上のことは当事者として対応できなかったと思う。
312	本庁	その他(本庁)	なし	問題毎に短期(一年以内)、長期(一年以上)に分けて処理対応していくこと	年金制度に対する不信	誠意ある対応
313	地方庁	社会保険事務所課長級以上	現時点では知らない。	100パーセントの解決は難しいと思うのである一定の線引きを行って、記録の 修正や年金の支給をしていくしかないと思う。 その後に国民の背番号制などを実施していき管理をするしかないと思う。	記録の統合、訂正等については、業務センターで管理されているので時間はかかるが整理はできるものと認識していた。 平成18年の年金問題が出始めたころより知った。	記録問題については、できるだけ個人の記録が見つかるように検索、調査をしようと対応した。 国での記録管理システムの遅れや、制度を各人へ周知する広報の薄さがこのような問題を出したと思う。
314	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知らない。	地道に直していくしかない。	国会で問題となったとき。	知らなかったのでどうしようもない。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
315	地方庁	その他(社会保険事務局)		○厚生年金記録整備関係について記録の確認作業において、例えば、マイクロ化された厚生年金被保険者台帳の編集が、順番が逆になっているものが存在しており、適用事業所の先頭頁にて加入事業所の判断をする場合、誤った判断をしてしまう。そのために、WM上の名簿が、違う記号で整理されている。また、事業所整理記号を、全喪によって使用しなくなった記号を、再度、別事業所に使用しているケースがあるので、別事業所で同一記号番号が存在することになり、正しい整備が出来ない。事業所索引簿の事業所名と、被保険者名簿(旧、紙台帳)の先頭頁の事業所関係表示の事業所名と、職歴審査照会回答票(事業所情報)の事業所名が全て相違している場合があるので、正しい事業名の特定ができない。等々様々な問題を抱えたまま、その情報を元に記録調査整備を行っている。問題点について再点検し、記録整備方法の注意点として整理すべきであろう。○国民年金記録整備関係についてマイクロの被保険者台帳の表示等が、全国的に統一されていないこともあり、納付等の表示について誤った判断がされていることが考えられる。注意点について整理すべきであろう。	問題の認識は、公表されてからです。	記録整備については、前から予算化の話はあったことと思うが、当方が今一歩踏む込んでこなかったこと、世間の理解の無さの結果に尽きる。その結果による、様々な改革は、真の改革になっていないものがあることが、遺憾である。
316	地方庁	その他(社会保険事務所)			名前の入っていない厚生年金記録が存在することは知っていたが、持ち主不明の記録であろう、という程度の認識であった。時期は不明。	対応の方法は分からなかった。記録を整備するよう担当課に知らせるべきであった。
317	本庁	その他(本庁)	存じません	職員一人一人が常以上の努力でもって、お客様からの不満がないよう通常業務を行っていくこと、また、そのモチベーションを維持する方策を採ること	年金記録問題については、これまで触れられずにいたために悪化・肥大した、通常業務におけるミスの積み重なりと認識していました。 また、存在を知ったのは平成18年ごろと記憶しています。	事務処理要領から一歩も逸れない事務を行うよう努めました。 反省点としては、早期解決に重点を置きすぎたのではないかと考えております。
318	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	特になし	住所登録がされていない厚生年金記録の基礎年金番号への統合について、年金請求時に統合するという扱いについて問題を感じていた。 最初から個人を特定できるように住所の登録をすべきだったのではないかと考えました。 基礎年金制度発足前の平成8年頃	事務取扱上対応ができませんでした。 初期から住所登録することで記録調査が捗ったと考えます。
319	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	今の方策で、被保険者の方個々にあたっていくしかないと思います。	年金記録問題として取り上げられる頃に知りましたが、それまでは被保険者の方の職歴(プライベートの履歴)が頼りと認識しておりました。	少しでも、被保険者の方の職歴の「覚えのヒント」になるよう努めたいと思います。
320	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし。		・年金記録は、裁定請求時に調整できるものと認識。 ・問題化したと認識し始めたのは、報道を通じて。(出向中時)	・裁定請求時にできるだけ相談に乗り、丁寧に説明していくのが最良と思料。 また、出向時では、直接対応できなかったので、如何ともしがたい状況だった。 ・反省点・・・裁定請求の請求主義は、国民の立場からすれば、行政サービスとしては不足していた部分は否めない。現状のような積極的な情報提供は必要であるし、裁定請求前に年金記録の整備を積極的に行う構えがなかった。
321	本庁	本庁部長級以上	年金記録問題については、これまで、基礎年金番号に統合されていない5000万件の記録の解明・統合問題への対応、厚生年金保険被保険者等旧台帳に係る1466万件の問題への対応、保険料納付の資料がないが納付したとのお申立てへの対応、標準報酬月額に係る不適切な訂正処理の問題への対応等として、ねんきん特別便や各種のお知らせによる記録のご確認、記録の内容に着目した解明、総務省第三者委員会による対応、年金定期便等による標準報酬月額等のご確認、8.5億件の突合に向けた年金情報総合管理・照合システムの構築等を進めてきております。また、民主党の予備的調査への対応など今後措置していく必要がある現状ですが、これまでの間、国民の皆さまからさまざまなご意見やご指摘が多数寄せられている中で、当職の知る限り、年金記録に関し「世間一般に知られていない問題」があるというようには思っておりません。	年金記録問題への取組を開始してから2年余りが経過しているが、未統合記録でいえば昭和20年代～40年代の記録が多いこと等から、依然として解明作業が続いている状況にあります。しかし、なお行うべき課題は存在しております。具体的には、①未統合記録の解明については、ねんきん特別便や今月から送付を開始する受給者便等を含む各種のお知らせに対する回答のお願いと未回答の方々から回答を頂くこと(特に名寄せ便)、各種の記録解明作業の更なる推進(旧姓情報や払い出し漏等に基づく確認)、更に年金情報総合管理・照合システムによる突合等更なる解明の努力に注力すること、②保険料納付の資料がない方々の記録については、第三者委員会のこれまでのあっせん事例を踏まえた合理的で迅速な記録回復措置の策定・実施、③これまでの取組の検証も兼ねた各種サンプル調査による実態把握、④再裁定等事務処理期間の短縮及び手続きの簡略化等です。また、①②の取組みによる解明状況をにらみつつ、一定の時点でインターネットを含む適切な情報媒体による未統合記録に関する開示(セキュリティー・プライバシーには十分配慮の上で)を行い、これと年金情報総合管理・照合システムを組み合わせての解明を引き続き粘り強く行うことが求められると考えます。	年金記録問題については、平成19年2月から6月の間に行われた国会審議等において重要な審議対象となったことからそのような問題があることや問題自体の奥深さを知りましたが、まだその時点では5000万件の未統合記録の具体的な中身については十分な情報がなかったように承知しております。しかし、この問題についても、社会保険庁の内向きで閉鎖的で国民目線を欠いた長年にわたる問題体質が深くかかわっていることは間違いないと思うと同時に深刻な問題であり早急に手立てを講じなければならないとの考えを持ちました。それから間もない[redacted]人事異動により現在の職に就くこととなり、それ以降、対策のメニューづくりや具体化、対策の実施スケジュールや実施体制を検討・実施し、今日に至っております。	(8)でも述べました通り、年金記録問題については、平成19年春の国会審議等において問題の深刻さを知りましたが、その時点では5000万件の未統合記録の中身については正確な情報はありませんでした。しかし、この問題についても、社会保険庁の内向き閉鎖的な長年にわたる問題体質が深くかかわっていることは間違いないと思うと同時に早急に手立てを講じなければならないとの考えを持ちました。 それから間もない[redacted]人事異動により現在の職に就くこととなり、それ以降、対策のメニューづくりや具体化、対策の実施スケジュールや実施体制を検討・実施し、今日に至っております。 この問題について、とりわけ5000万件の未統合記録が発生した原因等については、総務省の年金記録問題検証委員会報告書等にありますように、いくつもの要因が複合しておりますが、長期間にわたって個人個人にとって大切な記録を一つ一つ丁寧に取り扱うことの使命感が組織全体として維持できなかった体質的な問題とともに、膨大な記録を取り扱うことに伴って一定確率で不可避的に発生するヒューマンエラーを予測しこれを記知し是正するシステム的な取組みが欠けていたこと、つまりプロジェクト管理の考え方が貫かれていなかったことが原因と考えます。具体的には、紙台帳からパンチカード方式へ、そして磁気媒体へ、更にオンライン処理へと変遷してきた記録媒体や記録処理の方式変更時におけるファイル創生時の確認において取組が不十分であったこととともに、日頃の業務送行についても、不可避的に発生する「ヒヤリ・ハット事例」の収集・集約とそれに基づく業務改善への努力が十分になされてこなかったことが指摘できます。 社会保険庁は平成16年7月から民間長官である村瀬長官を中心とした改革に着手し、職員の意識改革、効率性の高いな業務を目指す改革等に取組、一定程度の改善があるものと考えます。しかし、上に述べたような過去の取組不足を重要な教訓として再発防止を行うな観点から、現時点で可能な限りの解明への取組を行うことはもとより、日本年金機構への移行を契機として、職員の使命感を高く保つための取組みを絶えず行うとともに、ヒューマンエラーを前提とした誤処理
322	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		短期間に全ての記録を照合することは無理があるので、年金定期便等を活用しつつも、最終的には裁定の際に確認すればいいと考えます。	入庁以来、過去からの年金の記録は必ずしも全てにおいて正確ではないものと認識していました。制限された職員数や予算の中で、適正な行政運営だと認識していました。	与えられた業務の中で最大限の業務の適正化に努めました。特段の反省点はありませんが、今後は決められた方針に従い、業務に励みたいと思います。
323	地方庁	社会保険事務所課長級以上	新聞、テレビ等の報道を見ている限り、そのような問題はない。むしろ、私が知らないことがまだあるのではないかと思う。	解決には時間がかかるとは思うし、なかなか国民の皆様の信頼を回復することも難しいと思うが、できるだけスピードアップを心がけ、誠意を持ってこの問題の解決に当たることだと思う。特効薬はないと思う。 また、何を持って解決とするかがわからないため、まず、明確なゴールを国民の皆様、職員へ示し理解を得ることが必要だと思う。	ひとくちに年金記録問題と言っても、複数の手帳記号番号を持っている人と保険料を納めたのに未納となっているケース等区分けする必要があると思うが、複数の手帳記号番号が未統合となっているケースは、この問題が大きくなる前から知っていた。(年金請求時に統合されるので、特に大騒ぎする必要はないと考えていた) また、保険料を納付したにもかかわらず、未納となっているケースはについては、年金記録問題としてクローズアップされて認識するようになった。	当時は、正直なところ、たくさんの来訪者等を如何に捌いていくかということばかり考えていたような気がします。 同時期に集中する来訪者の対応に苦心したことから、同じ時期に集中することのないようにしなければならない。それが、被保険者等のためにもなると思う。また、全体的にバタバタしているようであったため、冷静さを失わないよう対応する必要があると思う。(特別便の発送スケジュール、記載内容も含めて)
324	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
325	地方庁	その他(社会保険事務局)		被保険者に自身の記録を詳細に認識してもらう。 新規重複付番を発生させない。	未統合手番があることを知ったのは勤務2年目平成13年国民年金課に配属されたときです。 当時そのことについて問題視していませんでした。	問題視していなかったこと、それ故に積極的に解決しようとする意識がなかったことです。
326	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特別な事例等も含めたとしても、特に存じ上げません。	消えた年金について。 船員保険で昭和15年、労働者保険で昭和17年、厚生年金で昭和19年の制度開始。手書きされ、汚損が進んで(場合によっては戦災にて消失)いる記録です。コンピューター管理されている現在と同様に完璧な結を求められているように感じていますが、業務センターの統合機、機械収録記録、地方記録とをいかに突合しても、全件解明はどう考えても不可能です。一定の時期を持って調査終了とし、「誰のものかわからない記録」については別個管理して完結とするしかないように思います。 消された年金について。 この例は当事者(行政、事業主、事業主代理人(社会保険労務士)、被保険者)の利害関係が時空を遡って複雑にからんでいます。制度の不備を突いたものであるといえ、虚偽申告等社会保険の「年金保険」のみでの対応では今後も派生しうる事例です。納税者番号等による国税・医療保険・失業保険とをリンクさせるしか解決とはならないと考えます。	基礎年金番号導入時、すでに複数の番号を持っている者に対する対応(番号統合の方策)が何も示されていない事に非常に大きな不安を感じました。あくまで申し出によること」とされていたので、今後、何時、どのように統合を行っていくのか不安はありました。	現場で出来ることはただ一つ。相談や調査で判明した複数番号所持者について、一件一件こつこつと統合処理を行うだけでした。 現場からは問題提起がされていたようにも記憶していますが、皆でまとまって、もっと大きな声で提起できていたらと反省しています。
327	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ない。	現在実施されている取り組みが効果的と思われる。	昭和58年頃、紙の被保険者原票を進達した際に、誤って記載された手帳番号が進達されたこと。(オンラインに記録が登録できない、または他人の記録として登録されてしまう。)	業務センターから「事故リスト」が事務所に送付されていたが、当時はこの処理についてあまり積極的に行われていなかった。
328	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	この年金記録問題が多きく取り上げられ知った。	正しい記録にするよう誠心誠意対応しなければならないと思いました。
329	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	特になし	本人が領収書を持っているにもかかわらず、社会保険庁にデータがないこと。 昭和58年ごろ	個人の力では全件チェックは到底難しいので、被保険者が提示したときのみ記録の補正を行っていた。
330	地方庁	その他(社会保険事務局)		記録の確認は、機械を使って行うことはできず、どうしても人間の目による確認が必要と考えます。 長い期間がかかるが、多数の年金業務に精通した人間(社保庁OBや厚生労働省職員)により、一件一件確認していくことしか方法はないと考えます。 しかしながら、この問題に長い時間をかけることが不可能であれば、政治の判断により一律に救済を行うことも必要ではないかと考えます。	未統合の年金記録が存在することは入庁(平成15年4月)後早い時期に知りました。ただし、対象者に社会保険庁業務センターが照会票を送付したり、国民年金、厚生年金の資格取得届処理時に添付された年金手帳により統合し、最終的には年金の裁定時に統合を行うことで次第に解決していくと考えていました。 それ以外の問題については、大きくマスコミに取り上げられ、多くの国民に周知されるようになったのは現大臣による国会での追及により初めて知りました。	記録問題解決を行うことを専任とする担当部署を作成してこなかったこと、記録問題について国民へ周知することに多くの力を注いでこなかったこと、国民一人一人の年金は大事なものという意識が薄い状態を放置したこと、などが反省すべき点であると考えます。
331	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	行政としてできることはほぼ手がけているのではないか、と思います。 しいて言えば、「人手不足」が遅滞遅延の要因となっている部分もあるかと思いますので、対応にあたる要員の頭数を増やしたらいかがかと思います。	過去における次の要素が相乗して起きた問題。 ・行政の確認不足と事務誤り ・「申請主義」という法の整理 ・年金の手続き等に関する行政側の周知不足と国民側の関心の薄さ いわゆる「年金問題」を認識したのは、平成19年の春頃です。	「行政の怠慢」と非難される面を反省しつつも、法の整理として「申請主義」であった(現行もですが・・)ところにジレンマを感じるのが正直な気持ちです。 現在の部署は、システム開発関係の業務を行なっているので、被保険者が自己の年金記録状態や申請の権利等を「見落とさない」仕様とすることを念頭において業務にあたるようにました。
332	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし			

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
333	地方庁	その他(社会保険事務所)		今後の記録管理の徹底 過去分の記録は現状のねんきん特別便等の方法が最善と思われる。	加入者は社保庁を信用し、年金記録は正確把握されていると信用していたところ、このような問題が発生し、加入者に対しての裏切り行為をしていたこと。 当然年金額にも影響し、加入者の生活に直結する問題と認識しています。 報道で年金問題が騒がれたころ。 5000万件という膨大な件数であったことが印象にあります。	記録問題以外の相談者にも説明を行い、記録確認をさせてもらった。 実際に数件は記録整備となった。 過去の記録管理方法が情報不足であるため、現時点で確認作業を行うのも限度があると思います。 反省点 過去の記録管理方法が充分ではなかたったこと。 現時点の記録管理は必要な情報があるため特に問題ないが、記録を管理する者の意識が肝心
334	地方庁	社会保険事務所長	民間採用職員なので、皆様のように根本的な問題はわかりませんが、国民年金で昔は生年月日を丸めて記載した話を聞きました。(番号管理中心であったため生年月日が重要視されていなかったため？) 記録問題対応の中で脱退手当金の取り扱いの通知文が不思議です。 記録の記入箇所が正規欄で日付が入って明確に判断できなければ未支給扱いとなる点です。黒に近くても、黒でなくては全て白の結論は弱者救済的には理解できるように思えますが、正規に記載されている方は支給済みになり。不平等感をぬぐえません。(多くの記載は、正しいと思うほうが実感です) なんとなく気になって、余計な記載をして申し訳ありません。	過去に、年金業務に係った自治体職員を始め、広く国民からも確認していけば良いと思います。	過去の記録を回復することも非常に重要だあるが、これからの年金をどのようにしていくかということも、非常に重要であると思います。この観点から見ると、年金のより必要とされている方を早期に対応し、すでに死亡されていたり生活に困窮されてない方は、将来のためご寄付いただくように国民の同意を得た上ほうが得策だと思います。多額の費用を要して、全てを究明することに対する事が、本当の国民の願いなのか大いに疑問に感じるところです。 問題としては、非常に重要であることは変わりがありませんが、どこかで一線を引かないといけない問題であると認識しています。 年金記録問題について、認識したのは平成19年頃です。(民間採用)	第三者的な意見になり申し訳ありませんが、問題が出た時点でもっと早く正確な情報のもと、対応していなかった点が一番だと思います。その場しのぎに近い形で対応しようとして、問題を深刻化させていると思います。 記録の管理も、今と違って統合帳で国民全てを管理しようとしたやり方や、国民の理解・認識も少ない中、年金行政を推し進めていた点が本質的な問題であると思います。ここは、素直に国民にも理解を得て記録問題の幕のおろし方を早急につめていく必要を感じます。
335	地方庁	その他(社会保険事務所)			国民の皆様の記録を扱う仕事に従事している以上、記録に不十分な点がある等、年金記録問題は非常に重要なことであると認識していました。国民の皆様にとって、納めた年金がきちんと反映されていない部分があれば、それをお預かりしている私たちが責任を十分に担っていないことになります。 問題が存在することを知ったのは、各報道が取り上げた時期です。	業務取扱要領等事務取扱を再度確認し、より正確な業務処理を行うよう努めました。また、再度相手の立場にたった仕事がどういうものかということを考えて、年金記録に関する説明を行うように努めました。 時間が経過したり、勤務した会社が数多くあれば、お客様も忘れている場合があります。年金に加入していたかどうか等その記憶を呼び起こす方法・手段に工夫すべき点があったのではないかと反省する点があります。
336	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	存じません。	明らかに偽りの申し立てであると思われる事案を除いて、統一的な要領等に基づいて、原則的には[ご本人の申し立て]を認めることとする。 今回の記録問題によって、ご本人の責に期さない理由(別人記録の混入、基金記録の漏れ等)により現在受給中の年金に減額等が生じる方には返納の減免等の措置を講じる。	年金記録を管理する過程において、紙台帳からコンピュータ管理への移行が的確に行われていなかったことや、年金記録問題が発生するまでの、記録統合に係る取り組みが十分ではなかったことによるものと認識しています。 未統合手番(記録)の存在は以前より知っていたが、その件数が5千万件に上るなどの具体的なことは今回の記録問題発生によって知りました。	未統合記録が判明したお客様の年金記録整備を迅速に行うよう、自分の出来る範囲ではありますが努力をしました。 また、裁定請求書処理の際に「名寄せ」等により未統合記録の発見に努めることにより、その解消を図りました。 (8)でも記入しましたが、5千万件もの未統合記録の解消に向けた取り組みが組織全体として十分にできていなかったこと。 また、これらの問題が公表されていなかったことは反省すべき点だと考えます。
337	地方庁	社会保険事務所長	知りません。	「ねんきん特別便」等の未回答者あるいは、本人の記録である可能性が高い者に対する取組みとして、外部委託も含め戸別訪問により実施できないものでしょうか。	私は、年金給付課の経験はありませんが、年金請求時、お客様の職歴等確認のうえ、年金裁定を行っており、お客様が記憶がなければそのまま(未統合)になってしまい、基礎年金番号に統合できないままになっていることは、基礎年金導入後は承知してましたが、報道により、5000万件あるとは、正直驚きました。	窓口においては、待ち時間の短縮を図るため、臨時窓口の開設。年金記録問題関係書類(期間照会)については、早期に未処理解消を図るため、全職員により、回答作業を実施。20年度になってから、記録問題に係る予算措置がされたが、もう少し、早い時期に予算措置がされれば、お客様に待たせることなく回答できたのではないかと思います。
338	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に思い浮かばない。	職員一人一人が組織全体の問題と考え国民の皆様のために真摯に取り組んでいくことが大切であり解決に向ける方法の一つと考える。	年金制度が複数に分かれていることで、制度ごとで記録がわかれていること。又健康保険と厚生年金がセットになっており厚年再加入にもかかむらず、新規 で番号を払出している。 又以前は、事業所の記号が収録されていなかった点に問題があったと考える。約5年程前から	当然のことですが、窓口対応の際には必ず旧姓を聞き取り旧姓を含めた疑重複確認をしており職歴についても、絶えず確認をしている。各職員の確認が不十分で、あったと思われます。又制度当初共通で使える番号での制度設計が 必要であったと思われる。
339	地方庁	その他(社会保険事務所)			入庁したころには、年金請求の際に年金記録を統合すると教わっていたため、基礎年金番号に登録されていない記録があることはやむを得ないものであると考えていた。WMに収録されていない記録があることは年金記録問題がマスコミでとりあげられてから知った。	来所されたお客様に対しては、記録等の確認は必ずするようにしていた。 年金請求の際ではなく、それ以前にしっかりと本人記録を特定する必要があったと思っている。
340	地方庁	その他(社会保険事務所)			テレビの報道で知りまいした。	回答に時間がかかっている事
341	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	現在行っている確認作業を出来るだけ早く完了させる。		
342	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。社会保険職員であっても一国民であることにはかわりません。これまでもそうであったように、報道等ではじめて知る、といった状況です。	社会保険の組織としての不祥事と、制度上の不可避な問題点とは別の問題としての理解が必要であると思います。何をもって解決というのか、基礎年金番号導入以前に亡くなられた方の記録は、数字の上では宙に浮いたものとして 残りますが、制度上それが本来の形態と思われます。また、消えた年金、消された年金といわれているものの多くが、上記制度導入の際に別番号所持の回答をされていないケースであることなど、ただ、すべて社会保険の不祥事・怠慢で片付けたとしても、国民の年金制度に対する理解・意識がかわらなければ、何の解決にもならないと思います。	(7)のとおり。平成14年10月に採用されて数ヶ月。	多くの職員がそうであると思いますが、年金制度についての疑問や不明な点を少しでも解消できれば、信頼を回復できればと日々の応対や問い合わせに励んでいます。組織である以上、長年の問題点の積み重ねや一部の不祥事について、批判を受け止め改善しなくてはならないのは当然ですが、いわれのない誹謗・中傷により、現場は心身ともに壊れていく状況です。年金制度は貯金でも投資でもなく、世代間相互扶助の意識が根付いてなければ成り立ちません。今後、国民の納得する制度の確立を望みます。
343	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				
344	本庁	地方社会保険事務局課長級以上				
345	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	とりあえず、名簿、払出簿の全件調査	今回の報道があるまで、特に意識をしていなかった。	でき得る限りの入念な調査をする。 早い段階で、払出簿、名簿のデータベースを作成していれば、 記録の判明までの時間が短縮できたと思います。
346	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	今後、加入者自身による定期的な記録確認が必要と思います。	年金記録問題が、新聞等に掲載されたとき	誠意をもって、対応しようと思いました。
347	地方庁	その他(社会保険事務所)	無し	処理の迅速化をもっと図れるようにすべき。 中でも業務センター、大都市部での処理が遅い。 そのために地方での被保険者に対する回答が遅くなる、 というのが現状です。 しかも、こちらから回答が遅いものについて照会しても、 たいていは原義を紛失してしまっているかで、 再送付を指示されます。 届く書類が膨大なのは想像がつきますが、 管理がいい加減すぎます。 必要な人員の増強と 送付された照会書等については 責任を持って管理するように努めてほしいです。	就職した当初、 オンライン上の被保険者記録が かなりいい加減なものだということに驚いたので、 いずれは問題になるだろう、と思っていました。	オンライン上の記録については信用せず おかしいと思ったものについては 必ず、他庁照会、原票確認をするようにしていました。 事務の効率化も大事ですが、 被保険者の立場に立った丁寧な処理を心がけること、 その意識に欠けているのではないでしょうか。
348	地方庁	その他(社会保険事務局)	今知られていること以上はわかりません。	現在残っている記録に基づいて本人確認を行っていく。	重要な問題と認識していました。	一人ひとりの記録をできる限り見つけるように努力した。
349	地方庁	その他(社会保険事務所)	・加入記録の漏れに関して・・・以下(7)(8)(9)のおいて同様 年金定期便や特別便送付等の調査対象者以外にも年金受給権もしくは、脱退手当金に該当するお客様がいる。 平成9年基礎年金番号導入時に60歳以上の裏失者でなおかつ無年金者への調査が漏いたため、お客様からの申出及び社会保険庁からのアタックがない限り、年金受給権及び脱退手当金等の請求が可能お客様をそのままにしている現状。	年金定期便や特別便送付等の調査対象者を無年金者を含めた調査対象者の拡大が必要。	加入記録の漏れに関してはお客様本人の申請に基づく性善説にて業務を行っていました。当時の年金請求時の受付担当者の確認不足が起因していると思われる。 資格取得の年金手帳新規払出時に記録漏れが発生することがあると思い、起こりうる問題と考えておりました。今回の年金問題以前から記録漏れ等の再裁定処理がありましたので、今回改めて知った訳ではありません。 ただ、保険料の挿取？や標準報酬月額の操作？などは今回の報道などで知りえました。	当時は資格取得の年金手帳新規払出時には「年金手帳の疑重複のお知らせ」をお客様本人に送付することが決められておりました。現時点でみれば基礎年金番号が導入されたことにより解決されたと考えております。
350	地方庁	社会保険事務所課長級以上	現在、様々な勧奨等をおこなっていることから、特段、思いつくものはありません。(今後、基金、共済関係も整備されていくと思うので・・・)	現在行っている方法で、地道にやっていくしかないと思います。 お客様(被保険者等)のお力をお借りするしかないと思います。	正直に言って、これほど記録が、オンラインシステムにもれている(名前か抜けているもの等も含む)とは、想像もしていませんでした。 統合されない年金記録(死亡された方・ご本人から申し出のないもの等)があることは、採用当初から承知していましたが、これほどの件数・内容がわかったのは、今回の年金記録問題が発覚した平成19年5月以降です。	最大限、お申し出の記録を調査してきたつもりです。現在も同じ考えです。 現在、とても気になるのは、今年の8月末から、事業所名簿検索システムにより他庁分も、申し出のあった社保で調査することとなりましたが、 ご本人からの申し出には、会社名が通称名であったりして、他庁では確実な調査ができない場合があると思います。 調査を急ぐあまり、存在する記録を見逃してしまう恐れがあるのでは危惧しています。
351	地方庁	社会保険事務所課長級以上		通常業務を抱えていない係で、丁寧にマイクロ等の付け合せをしてみる。	機械化になる前のことは在職していなかったため、なぜ、この問題が起きたか原因がわからなかった。今ならこれくらいできて当たり前と思えることが、当時はどうだったのだろう。	当時を知るであろうと思われるOBに聞いたりした。 地方とセンターで分けた処理がまずかったのか？

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
352	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	基礎年金番号管理ファイルの本人基本記録の収録方法があいまい	全体的に整理する必要がある	時代々での記録管理方法が変遷しており、全ての記録を最新媒体にしていなこと、年金の請求時に本人申立てで全てを集める処理方法等だったことで、本へお知らせの契機で多々あることと認識していました。	本人に確認してもらうこと。 従前が概ね年金請求時まで本人も自身の記録を知りえない制度であった。 特別便、定期便への回答を処理することで解決されると思う。
353	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	ある一定の政治的決着も必要かと思料いたします。(費用対効果)	かつての無責任な、本省・本庁・地方庁の事業実施に絡み 職員団体の横暴・恣意的な怠業によるところが大きいと思料いたします。 所謂三層構造プラス職員団体の暴走が主要なる要因と思料いたします。 業務外閲覧、不正免除事件にしても「こんなことがあるのか？！」耳を疑いたくなる不祥事が続出した中での記録問題。 報道されるまで全く存在を知りませんでした。	当時は特ち人数300人を超える事務所にて調査課長と併せ 記録問題PTのリーダーとして寝食を忘れ、お客様の相談にあたりました。 一日一答。一人でもいいから納得して喜んでお帰りいただこう、としか 考えていませんでした。 恐らくは、私が入庁する以前からこの問題は一部の職員がご存知だったはず。 悲しいかな、三層構造が「早期発見・早期治療」を遅らせてしまった、と言うことが、率直な意見であります。 落ちるところまで行ったのだから、後は上昇、信頼回復あるのみ。
354	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題についてはあまり認識しておりませんでした。	私は適用徴収課で約一年程、勤務しております。今問題になっております年金記録問題を改善するために日々窓口にて会社の方からのお届け書を注意深く確認し、また会社の方の確認も怠らないよう努力しております。正確なお届け書が国民の皆様の将来の年金に反映すると思うと、とても責任感が重い仕事です。しかし、現時点での年金記録は訂正など出来ますが、時間が経ってからの年金記録に関しては正確に記憶されてない方が多いと思います。 日々、窓口対応として、電話対応として、お客様からの質問に対して忠実に正確なお答えが出来るよう又お客様にも正確にご納得頂けるように努力しなければいけないと思います。お客さんの立場に立った物の見方、考え方、言い方をお客様に伝することができれば、お客さんも腹を立てないと思うし、親身になって相談に乗ってくれると感じて頂けるはずです。国民の皆様と日本年金機構の間には大きな壁があると思いますので、ゆっくりと取り除くことが出来るように努めていくこ
355	地方庁	その他(社会保険事務局)		地道にひとつづつとりくんでいきたい。	解決すべき問題であると認識しています。	時間の許す限り取り組みました。
356	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に無	時間を掛けてじっくりと対応していく。	マスコミの報道により知ることが多かった。国民会員にかかわる重大な問題だと認識している。	早期解決に向けできる限りのことを行ってきた。システムの開発を行時間の短縮が課題だと思う。
357	地方庁	その他(社会保険事務所)		現実的には困難と思われるが、システム自体を変える必要があると考える。 そのことにより、事務処理スピードが上がり、お客様からのクレーム等が減る。	年金業務に携わったとき、気づいた。この問題は上段で示したとおり、システムの老朽化によるものと考える。	お客様の話を真摯に受け止め迅速に行動するよう努めた。
358	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし		採用された直後に始まった基礎年金番号制度により、いずれはすべての記録が統合整理され解決されると思っていました。	各種届出があった際、また、年金相談があった際、可能な限り本人確認し、記録を整備してきました。将来的には業務センターを中心に何らかの勧奨があると思っていましたが、それが具体的に進まなかったのが原因のひとつかと考えています。
359	地方庁	本庁部長級以上				
360	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	人数を増やして対応するしか方法はないと思います。	このような問題が起きるとは、まったく予想もつきませんでした。新聞等で報道されてからです。	お客様をお待たせしないで、少しでも早く対応するよう時間の許す限り、積極的に窓口支援をしました。文書ひとつにしても一般のお客様の立場に立った文書が送付されていない。なぜ、年代層の違う100人くらいの人の意見をお聞きして、その7割くらいが理解できるような文書を作成できないか。お叱りを受けるのは、現場である。もっと現場の職員の立場を考えて社会保険庁は文書等を発出するべきである。国民の声を一般の方から上げていただいても、回答すらない。改善すること反省点は社会保険庁にある。私も含めて、全国の社会保険事務所で働く職員は皆、社会保険マンとして誇りを持って一生懸命仕事をして来た。こんな形で社会保険庁が廃止になるの
361	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	人員(専門職)を大幅に増員し、集中的に行う必要がある。	オンライン機械化されたので、いずれ完全収録されるものと思っていた。 オンライン化されWMで記録確認ができるようになった頃だと思う。	当時の取扱要領等に乗っ取って事務処理をしており、それ以上の対応は考えなかった。 オンライン化したとき、現在の特別便や定期便と同様のお知らせを受給者・被保険者に行うべきであったと思う。 また、完全収録が終わらないうちは一部被保険者台帳や被保険者原票等を廃棄するべきではなかったと思う。 脱退手当金の支払請求書・支払決議書は永久保存とするべきであったと思う。
362	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	該当無し。	厚生年金記録については、現在の特別便及び定期便による照会への回答を地道に継続していくこと。また、紙台帳との突合を早期に実施していくことが必要。国民年金については、庁及び市町村データの精度は高いと思われる。現在、実施している電子映像化を着実に実施していくこと。 いずれにしても、庁保有データの精度をあげることがなによりも必要。	基礎年金番号導入前は、厚生年金の重複がかなりあり事業所及び被保険者に照会していた。 基礎年金番号導入後は、重複を見逃して新規番号払出することは極端に減ったと認識していた。昭和62年から平成1年頃、過去の重複分について裁定請求時にすべてを統合するのは困難なケースもあると思っていた。	(7)と重複するが、業務課に在籍した当時、重複の可能性のある被保険者については、可能な限り事業所及び被保険者に職歴の確認を行っていた。また、社会保険委員の研修会等で説明を実施していた。その当時、本庁をはじめ各部署で重複払出を可能な限り防止する措置を講ずるべきであった。 基礎年金導入後、被保険者に対して何度も通知を実施していたにもかかわらず、結果的に回答率が低かったことが、今般の年金記録問題につながっている。統合が予定よりも進捗しなかったことに対する現場への指導も少なかったと思う。さらに、マスコミも含めた広報が不足したことが
363	地方庁	その他(社会保険事務所)				
364	地方庁	社会保険事務所長	勤務が2ヶ月のため情報はありません。	民間のやり方しかわかりませんが、運営そのものも現業と切り離し、リソースの集中が得策と考えます。 理由: 1)現業も非常に大切ですので、現場に年金問題の実務を落とした場合、現場がどちらかに偏った運営が生じる可能性もあり、その場合どちらかへの影響が懸念されるため。 現実に事業によっては取り残されている業務も見受けられる。 2)業務センターの機能が不十分に感じます。センターとして中心的役割が不十分では・・・。 センターの処理能力・効率が事務所の負荷になっているように思います。	民間からの10月からの勤務のため、無回答とさせていただきます。	■現時点の反省点 ・組織としての問題点は依然として未解決と思います。 現状の対応で見受けられる、 1)誤りや不正の処罰を重くする 2)所長に責任を取らせる(判を押させる) 3)単に現状の報告を求め追印を押させる。 4)現場の状況を無視した指示・命令を連発。(あたかも天の声) 5)現場の都合より本部の都合を最優先(結果的にお客様後先にならない) 6)その他・・・・。 理由としては以下になります。 1)上記の対応は不正や誤りの本質的な解決、撲滅になんら貢献しません。 2)また、3)などは本部が当事者としての解決に取り組んでいる姿勢とは言いがたいと思います。 3)2)などは、所長に責任を負わせるにも方法が稚拙。マネジメントの方法論を指導すべき。 4)4)、5)は日常茶飯事。事務所のロードマップや計画はまったく成り立たない。計画的な改善や効率アップに取り組むことは困難。 そもそも、本部に計画的なスケージュール管理があれば、現状のような現場の 混乱や指示待ち体質は改善されていいはずと思います。 ■本件については別途プロジェクト等により長期的視野にたった取り組みを提案したいと思います。
365	地方庁	その他(社会保険事務所)	ございません。		問題が報道されてから働きはじめましたので、報道にてこの問題は知りました。 社会保険庁にも被保険者にも責任のある問題だと思います。 一方を責めることのできない問題だと思います。 ただ、この記録を訂正することができるのは社会保険庁しかないから、 これまで同様努力するしかない問題なのだと思います。	直接相談に乗ることのできない立場ですので、むずかしいですが、 問い合わせてこられた方が何を知りたいのか、聞き出せるように心がけています。 反省点はわかりません。
366	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にないと思います。	未統合記録をあらためて抽出し、厚生労働省各組織で業遷している情報を共有し、可能性の高い方に自治体など公的機関を通じて情報提供する。 また、可能な限りの自治体で持つ情報とも突合し、可能性の高い方の抽出を行う。	基礎年金番号が始まった当時、いずれは本人からの申し出があり、統合されていくものと考えていた。ただ、今回の報道で初めて具体的な件数を知り、当時の認識の甘さを痛感した。	特別便にて記録をお送りした際には、窓口・電話などでお客様の立場に立った応対、また記録の確認を心がけた。 これまでの問題点として考えることは、時代に即した適正な記録管理を怠ったこと、旧態然とした管理のまま現在に至り、個人の記録の重要性について悪い意味での馴れがあり結果的にぞんざいな扱いであったこと。また、基礎年金番号を付番することとした当時、記録統合をについて大体的に啓蒙し、統合を促し、未統合記録については今回行った特別便のような形で案内、勧奨
367	地方庁	その他(社会保険事務局)				
368	地方庁	その他(社会保険事務所)			制度や記録管理の方法や被保険者の認識等、いくつかの要因による問題だと思う。 入庁まもなく疑問に思うことはあった。	制度の問題もあると思うので個人単位での対応はあまりできなかったと思う。 被保険者本人に任せている部分が多かったのが手続き漏れや誤解の原因ではないかと思うので、加入漏れ等がない仕組みづくりと年金知識を深めるような広報が必要だと思う。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
369	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	まずは、現在滞留してる期間照会をエキスパートを揃えてでも一気に処理することが先決かと思います。その後、このような事を二度とまねかないように職員の仕事に対する姿勢、スキルをあげていかないといけないと思います。	知ったのは、報道されてからで正直考えられないことが起きてるって感じでした。	対応するにも膨大な数、つまらないミスにびっくりしました。厚年関係は携わったことがなく簡単な業務を確実にこなす事しかできませんでした。国民年金の方については、開始が遅すぎのように思います。旧台帳等で準備に時間を要したと思いますが。限られた人数での対応を余儀なくされたと思いますが、組織全体の問題ととらえ信頼を回復していかないといけないと思います。 反省点は、(7)の回答と同じになりますが、仕事に対する姿勢、スキル不足が積み重なった結果だと思います。
370	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		人海戦術に併せて、他省庁・各共済組合への協力を依頼していくしかないかと思います。	記録が相違している原因には幾多の事例があることから、大変困難であると考えるとともに、どこかの時点で整備を行わなければならない避けて通れない問題であると認識していました。 問題の存在することを知ったのは、平成19年に報道がされた頃です。	基本的に、それまでの「記録がない」ことを前提に考えるのではなく、「記録がある」ことを前提に考えて、記録照会等に対応しました。 紙管理で記録を長期に渡り管理することを簡単に(市町村への記録廃棄指示含め)考えたことや、誤りを発見するチエック体制の甘さがあったかと思います。
371	地方庁	社会保険事務所課長級以上		職員の仕事に対する意識改革をするしかない。	最初の頃は、テレビ・新聞等で国民が興味本位で、年金記録の調査を申し立てているだけだと思っておりましたが、実際、年金記録の調査等を行ってみると、あまりにもずさんな記録管理及び年金の裁定を行っていたか分かりました。 このことは、職員一人ひとりが、真剣に被保険者の年金記録を考えていなかったことだと思いま	過去の、年金裁定の受付は、本人の申し出がないと、こちら側が情報をもっていても、救援しなったことが大きな問題であると思う。 こんごでは、においは本人が年金請求時に本人がすべての記録に納得いくまで調査してから、書類を受け取ること。
372	地方庁	その他(本庁)	特になし。	申立がよほど不自然でない限り、記録の訂正を認めていいと思います。	最初はとくに意識していませんでした。 年金記録問題については平成18年くらいに知りました。	相手の言い分をよく聞くように努めました。 年金記録問題については、国民のお金を預かるという認識が低かったことが反省すべき点だと考えております。
373	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません	現時点にて実施している業務を丁寧に行うことが一番と思っております。	平成19年に認識いたしました。 未統合5，000万件問題もさることながら、年金記録問題が勃発したことを契機として、適用事業所に勤務していながら、健保・厚年に未加入であった方や、勤務開始よりも遅れて取得届が提出となった方々に対し、勤務と厚生年金の加入状況が同一でないことも問題であったと認識いた	5000万件の未統合問題は、現在の取組を継続すべきと思っております。また、今後において、事業所調査や、未適用事業所に対する取組の強化が必要と思われます。 なお、反省点としては、適用のあり方に対し、より強固な指導を行わなかったこと、及び時間を多く使用して調査を行うべきであったこと等が挙げられると思われます。
374	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。		年金記録の問題が存在するのは入庁して5年くらいたって国民年金業務担当課に配属になっていたときにマイクロ記録とオンライン記録が相違していたりすることが存在することを知った。その後もたまに記録がおかしいものがあったときにはその都度補正したりしていたが、正直ごくわずかなものだと思っておりそんなに重大な問題とは思っていなかったので記録がおかしければ分かった時点で直していけばよいという感覚もあった。しかし全国的にも同様のことは起こっているのだろうから記録の突合せや年金番号の統合などをどこかできちんと庁全体の作業としてしなければならないのではという気持ちは持っていた。	問題意識は持っていたが過去の記録のことに関しては特に具体的には対応しようとはしなかった。今から思うともっと現場からも声をあげて庁全体の問題としてにして、もっと早く取り組むべきであったと思う。例えば平成9年に基礎年金番号ができたが、その時点で統合作業に取り組んではいたものの不十分であったと思う。そのころからでも時間をかけてもっと真剣に記録の統合や間違った記録の確認などに取り組むべきであったと思う。
375	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		基礎年金番号に未統合の番号がたくさん存在する問題との意識で、認識したのは基礎年金番号が始まった平成9年頃です。	旧制度から移く各制度ごとの加入のしくみが整理されなかった結果だと思う。法整備の問題だと思う。
376	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	平成9年1月1日前に死亡した被保険者等については、遺族年金に該当せず、手番のまま残っているもの"ある。また、遺族年金の被保険者記録及び厚生年金、船員保険の記録が混在している年金受給者の被保険者記録について、一部手番の統合処理をしないで記録補正処理で年金裁定されているものがある。 国民年金については、転居先不明等で保険料の納入記録もなく、資格取得時からそのまま放置されている記録もある。	記録補正処理で年金裁定されている者については、統合処理を行うと年金額に変更が生じるため、記録の統合処理は困難と思慮する。一定年齢以上の記録は、別管理し、必要に応じていつでも確認できるようにしたらどうか。	基礎年金が導入されたときに基番統合すべきと思った。 また、職場を転々としている被保険者については、手番を沢山持っている者が多くいたので被保険者指導が必要と感じてはいたが、オンラインシステムが導入されるまで、確認することは困難であった。	(8)の回答と同じ
377	地方庁	その他(社会保険事務局)	特記事項なし。	平成22年1月から新機構として業務が開始となるが、かなりの定数減となるため、これまでのように全所体制で臨むことは、本来業務をおこないながら並行して年金記録を調査することになるので、全体的に業務の進捗が鈍化し、サービス低下に繋がるのではないかと懸念します。年金記録の調査部署は別組織として特化し、文書通知や来所を促す方式ではなく、これまで以上に頻繁に出向き調査をおこない、本人様およびご家族の方や事業主の方々と接触の機会を図ることが、早期解決に繋がると考えます。	これまで年金給付課に3回所属したが、新規裁定(老齢・遺族)時の記録確認の際に複数の手帳番号が存在することは、平成6年当時から認識していた。 当時の認識としては、適用事業所等に加入の際に本人が複数の手帳の存在を提示しない限りは、氏名及び生年月日相違等の理由により、本人記録であることの判断は困難であると思っていたが、年金裁定時に戸籍等の記載内容を確認することで、正しい氏名(含旧氏名)・振り仮名や生年月日を確認することが可能であるため、急ぐ必要はないと思っていた。	基礎年金番号制が導入された平成9年1月以降は、順次名寄せなどの調査が進捗しており、死亡者を除く年金記録の統合は実現可能と認識していたことから、年金相談(窓口・電話)の際に丁寧に聞き取りをおこなっていた。 しかし、聞き取りの過程で、本人様が事業所名称や加入期間について、不鮮明な記憶に留まった場合は、本人記録と認定することが困難であったため、 未確認記録として残ってしまう結果を招いてしまったことが反省点として挙げられる。
378	地方庁	その他(社会保険事務所)	被保険者名簿等自体、火災や事故などによって消失している。	現行どおり第三者委員会であっせんし、記録認定の手順でよいと思うが。明らかに当人の記録と思われるもの(払出が本人申出の事業所と一致するも、被保険者名簿がなく確認できない等)などについてはもう少し手続きを簡素にできないものかと思われる。(期間調査→本人あて回答→回答を待って第三者委員会へ申込ではなく本人の申出等により社会保険事務所段階での認定など)また帳簿等の老朽化が進んでいるため、電子画面などで保存するだけでなく転記などの作	年金記録は国の機関の保有するものであるので、不備等あってはならないもの、解決すべきものと認識しています。問題を知ったのは平成17年頃厚生年金記録を調査する課に配属されてから、WMの画面で不備の記録を見てこんなものがあるのか、と驚いた。	一つ一つ地道に記録を整備していくしかない、と思った。また当然のことながら永年保存の記録などは大事に管理していくべきだと思った。また当事務所に関して言えば昭和36年頃の通算通則法等で年金記録が通算できるようになったころから被保険者名簿より被保険者原票に代わっており、見やすいし昭和36年以降原票の紛失等ほぼ見受けられないことから、法制度改正の前後で記録保管について意識の差があったのでは、とも思われた。
379	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。		2008年4月に民間から採用のため、2006年頃新聞報道等を通じて、年金記録問題の存在を知った。	[redacted]年金特別便への回答および再裁定の促進を最優先課題として全所体制で取り組んできた。 基礎年金番号導入時に全被保険者に確認のハガキを出したが、回答率が50%以下であったと聞いている。この時に問題を先送りせず、回答を求める努力を継続すべきであったと思う。問題を先送りすれば、回復に要する労力はどんどん大きくなるものである。
380	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし		基礎年金番号を導入した時は、厚年・国年と番号を持っている人がたくさんいたので統合するのは大変だという印象はもっていました。それ以外の記録がこんなに多くあるのはTV，新聞で報道されるようになってからであります。	窓口相談の経験や、ねんきん関係の業務にあまりついたことがなかったので、個人的にどう解決するかということは、あまり考えたことがなかたです。 いまから思えば、庁の方で長期計画で毎年、毎月単位でコツコツとデータを配信して事務所で調査をしていればもう少し早く解決したのではないかと思います。
381	地方庁	その他(社会保険事務局)		過去の記録になればなるほど、本人が死亡していたり、記憶が曖昧だったりして困難ではありますが、全職員が一丸となって、当たるほかないと思います。また、救済措置を法的に作り、対応することも必要だと考えます。なお、その際には公平性を保つ方法を考える必要があると思います。 また、窓口対応をしていると、制度自体がない時期に加入していたと言う方等もいらっしゃいます。制度に対する説明等を窓口は当然のことながら、マスコミ等を使った周知をより行うことも大	年金給付課に在籍していたときに、裁定請求者がいう記録が見つからない場合があるとき、基礎年金番号に登録されていない手帳番号がかなりあることを知ったとき、広い意味ではこのような問題があると知りました。個人的には、届出主義である以上仕方ない問題であると教えられていましたが、もっと広報するとかマスコミを使うとかないかできないのかなと思っていました。	その当時の処理手順にのっとり処理を行っていましたが、できる限りの照会、確認業務は行っていたつもりです。現時点としては、社会保険組織だけの問題としてではなく、国家レベルで基礎年金番号設立時等にしっかり対応しておくべきだったのではないかと思います。自分が、社会保険職場で働き始めたのは、基礎年金番号設立以降なので当時の様子ははっきり言ってよくわかりませんが、全てが解決できていなかったにせよ件数自体はかなり違ったのではないかと思います。
382	地方庁	社会保険事務所長	記録が判明することにより、年金額が減額となる場合が見受けられます。例えば、旧法受給者は、1年以上の期間が無ければ通産できません。国民年金を全期間納付している者が数ヶ月の厚生年金期間が判明すると国民年金と重複している期間は該民年金保険料を返付し年金も減額となります。また厚生年金期間は数ヶ月のため年金に反映しません。こうような者についての救済措置は無いのでしょうか。	新法のように1年未満であっても受給できるよう改正できなのでしょうか。	基礎年金番号となった時点で、厚生年金番号、国民年金番号を統合されていない者が宙に浮いた年金問題と思っていましたが、現実には氏名、生年月日等の入力間違いなども多数見受けられています。 厚生年金で古い記録については、入社即加入となっていないケースがあります。本人の申し出より数ヶ月中には1年以上も後に資格取得となっていることもありました。最近では、事業所担当者等に説明会などを通じてお話をしておりますが、30年も40年も前は試用期間後の取得があった	普段より、入力後のチェックを確実に行うこと、また事業所からの届出の指導確認を確実に行うことを日本年金機構に移行後も全職員が責任を持って確実に行うことが大切と思います。
383	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	過去の事例を十分に草握し、熟練した職員により効率的な記録補整を行う。	請求時に確認するものと引継ぎされていた。 原票のマイクロ化の際に記録のもれ、誤りの例があった。	請求者等の申請に基づき、記録補整については慎重に行った。 オンラインの切り替え時に十分整備ができていなかった。
384	地方庁	社会保険事務所課長級以上			問題を意識することはなかった。 平成18年の国民年金免除問題に端を発して以来。	個人として対応できる問題ではない、という意味から本庁の通知に基づき、通知どおりに確実に対応するという方針。 問題となっている時期(年代)当時の職員に、管理意識がなかった。即ち、20年後あるいは40年後にその当時管理している記録に基づいて年金を支払うという意識がなかった。
385	本庁	その他(本庁)		オンライン記録と紙台帳の突合せ作業を行い、全ての記録をオンラインに収録する。	・年金受給者及び年金保険料納付者にとって、大変重要な問題 ・平成18年頃	・社会保険事務所からの問合せ等の依頼に対して、迅速に対応をした。
386	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題といっても、それまでは漠然とした認識しかなく、私が、平成20年4月、民間より任期付任用職員として着任した初日に、正に混沌とする現場を目の当たりにして、初めて状況を認識したというのが正直なところです。	適用課係員として業務遂行する中で、将来的に年金問題になりかねない事案等には特に細心の注意を払うよう心がけ、事業主および事業所の事務担当者の方には、その旨積足説明をして、ご理解とご協力をお願いするよう私なりに努めました。 特に資格取得時の届出等は、事業所の実務担当者と被保険者本人間の相互認識度も低く、目先の保険証交付だけを急がれ、被保険者の正しい取得年月日、正しい報酬月額、正しい氏名(旧字等の戸籍上の漢字)、正しい住所等に対しての詳細確認の必要性をあまり感じておられない実務担当者の方々も少なくないという印象があります。また、試用期間や見習い期間は当然に保険加入をする必要がないという誤認をしておられる事業主の方もまだまだ少なくないという
387	地方庁	社会保険事務所課長級以上		今後の記録については、ご本人への通知を定期的に行なうことなどにより問題発生は防止できるものと思われるが、過去の記録の確認については、記録の解明を進めながら、内容に通じた職員による訪問も含めた、対象となるご本人への確認作業を地道に行なうしかないのではないか。(事務所での通常業務とは別に、対応する職員の配置が必要)	厚生年金期間の期間照会により、厚生年金保険手帳記号番号を複数保有している方が存在しることは認識していた。また、オンラインに収録されている記録の中でも氏名等の基本記録が欠落しているものも多く見受けられ、、カセット収録により記録自体が確認できないものもあるなど、年金の裁定請求時にご本人への聞き取りや氏名検索による確認だけでは対応し切れていないとは思っていた。	加入記録のうちの未加入となっている期間について、ご本人への聞き取りを詳細に行なうようにに心がけていた。また、記録の調査の段階で、対象者に附随して基本記録の欠落などが確認できたときには出来うる範囲で補正等は行なった。 問題点としては、基本記録が欠落している記録やカセット収録となっている記録への対応が非常に不十分であり、基礎年金番号導入時に伴い統合作業を行なうことを考えれば、不備のある記録の整備を先んじて行なうべきであったと思う。(そこに関しては、被保険者の方々に対して難度もお手数をおかけしているのではないか)
388	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	ひとつずつ解消していくほかにないものと考えます。	平成9年4月に採用された際、記録調査業務に携わっていた時期があり、オンラインに収録されていない記録があることは認識しましたが、周囲の方と話をしても、これが正常な状態なのだと考えていました。	採用直後ということもあり深く考えることが出来ず、オンラインに全ての記録があって当然であることに気付くことが出来なかったことを今になって反省しています。
389	地方庁	その他(社会保険事務局)			紙台帳からオンライン化したときに、ふりがなを確認せずに登録したり入力誤りがあったことにより、氏名索引等で記録が出てこなくなっていた。 問題の存在については、TV報道等で知った。	相談時に様々な読み方による氏名索引を試みていたが、台帳からオンラインに登録されて無い記録については、台帳で調査するしかなかった。 反省点としてはチェック機能が無かったこと。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
390	地方庁	社会保険事務所課長級以上		1件ずつ地道に確認、統合作業すること。そのためには、金と人をつけること。		
391	地方庁	社会保険事務所課長級以上		・地方としては、定員も少なく限界ギリギリでこの問題に対して優先的にとりくんでいるところです。 ・なんとか、人員増にはならないものでしょうか。	・事務所に入りたての頃、適用課において、手帳(手番)を数冊おもちの方がおられ不思議な感じがした。 ・平成の最初の頃。	・自分から来訪者(お客様)に対し、接してきたつもりである。 ・件数に対し、応対する職員が少なすぎる。 ・名簿の知らない職員も少ない。 ・名簿の時代から、年金番号について、一本化するべきであった。
392	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	・ありません。	・年金記録問題を処理する部門を一定の人員を配置して設置する。 ・人員については、現職者・OB等の業務に精通した方を確保し配置する。	・平成9年に実施された基礎年金番号の導入による年金記録の未統合分を解消すれば、年金記録問題は解決すると考えていた。 ・上記以外の諸々の問題(旧台帳等)があることについては、平成19年6月以降のマスコミ報道等によって知りました。	・問題が発覚した当初は事務所にお客様が殺到したため、いかに不安を解消するかを考えて対応をしました。 ・当初からマスコミの報道が先行し、対応が後手に回ってしまった感が否めません。こちら側からも、もっと積極的に主張すべきところは主張していくべきだったのではと思います。
393	地方庁	その他(社会保険事務局)		統一化した業務処理ソフト(諸会議等で議題にされていない末端職員が処理している通知等の発行などの事務処理を網羅したもの)を作成活用し、専門知識を有する者によるチームを作成し、当該業務のみ執行できる体制。 その他、業務の色分け(現状では建前が優先し、あれもこれもで記録問題第1優先となっていない)	政府全体の公務全てを揺るがす大きな問題と認識 基礎年金番号が導入された時点	積極的に基番統合への推進した また、問題表面化後も、各種ソフトを作成し、事務処理の効率化を図り、マンパワーの創設に努力した。 来訪者に対しては上記対応を図れたが、その他の方に対して、当方から積極的なアプローチを起こせなかった。
394	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	制度発足から現在に至るまで、かなりの年数が経過しているため、ここにきて、1～2年の間で完全に記録をきれいにするのは無理であると思います。 長期的な計画のもとに、今回は誤りのないようじっくりと時間をかけて取り組みをする姿勢が大事である。 国民にも時間をかけて取り組むため、理解いただくよう広報すべき。	基礎年金番号に統合されていない手番が多数存在あるため、調査の上統合処理を行う。 基礎年金番号制度導入(平成9年)当時から、このような問題は認識していたが、最終的に自分が年金を受け取る時期までに統合が完了すれば問題はないと考えていた。	反省点・・昔から今までの積み重ねの結果。 いいかげんなその場良かれの仕事をしていたことの結果だと思う。
395	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません		国民の皆様の大事な年金記録を長きに渡り、杜撰な管理をし、多大なる損害と不信を招いてしまったと考えています。平成12年に健保適用課に配属になり、未統合の記録があるのを知りました。窓口で年金手帳等から確認できれば統合していました。何万件という膨大な数であり、大変な問題であると認識したのは報道等からです。	お客様からの苦情、不信、質問等、一つ一つからですが私のできうる限り丁寧に、速やかに対応し、解決しようと試みました。 反省点として、当然職員一人一人の問題意識の無さがありますが、組織の閉塞さからくる問題への危機意識の無さがあります。そういった土壌に、制度の複雑さに対応しきれていない機器類、制度そのものの複雑さ、社会制度の急速な変化が加わり、この大問題へとなったと思います。今後、誰もが誰かがやってくれるという意識から抜け出すことが必要であると思います。
396	地方庁	その他(社会保険事務局)	世間で言われている年金記録問題とはやや異なることかもしれないが、以下に掲げるものも年金記録問題であると認識しているため、報告する。 ①厚年喪失日と国年取得日に齟齬が生じていることがある たとえば、厚年被保険者の退職日が11月30日なら厚年資格喪失日は12月1日になるが、資格喪失届に11月30日喪失と記入されていると、その通りに処理されてしまうことがある。市区町村役場の窓口で手続きを行なう際に、脱退連絡票や離職票等に基づいて国年1号種別変更手続きを行なうと、当然12月1日国年1号取得と処理される。これにより、一月分空白ができてしまうことになり、場合によっては満額の基礎年金を受け取れない事態が生じる。以前新聞等で「空の1日」などと報じられていたことがあったが、いまだにこういった事態が発生していることから、ここに報告するものである。 ②国年1号適用漏れ者の職権適用から漏れている者がいる これも今現在問題視されていることなのかもしれないが、社会保険事務所においていずれの年金制度にも加入していない者を国年1号に職権適用をする際、各市区町村へ対象者の住所を確認しているところであるが、管轄外の住所へすでに転出してしまっている者については職権適用を行なうことはなく、届出勧奨などそれ以上の追跡をすることもない。これによって、長期間に渡り年金制度未加入となっている者が少なからず存在する。 ③記録訂正が必要な者の訂正処理をしていない 手番登録(205)、基礎番重複取消(204)、疑重複調査結果登録(203)の処理をした後、国年の資格記録を訂正すべき者が出ることがあるが、その記録訂正をしなかったがために資格記録	①について 国年取得処理時に「未加入期間があります」といった警告メッセージが出力されるので、その警告メッセージをもらさず印字しておき、それに基づいて実際に被保険者が退職した日を調査する。 ②について 管轄外へ転出した者については、転出先の社保へ情報提供を行なう。基礎番住所も2104で訂正する。 ③について 203、204、205などの処理を行なった際は、必ず基礎番020の処理区分005(統合年金記録)画面で資格記録の確認を行い、必要であれば記録補正を依頼する。	年金記録問題の存在は、採用3年目の平成19年に国会等で取りざたされるようになってから知った。当初は過去の事務処理ミスであると認識していたが、事務の経験を積むにつれ、過去あったことが今起こらないという保証はなく、現実に今も起こっている問題であると認識するようになった。	過去と同じミスを繰り返してはならない、また新たな年金記録問題につながるような事務処理はしてはならないと考え、積極的に被保険者へ働きかけようとした。 年金記録問題については、届出主義による受身の態度や、資格記録は年金裁定請求時に補正すればよいという態度が記録問題を大きく膨らませてしまったと考えられる。保険者から積極的に働きかけるという態度が足りなかった。
397	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		年金裁定を担当しているが、ねんきん特別便があったにもかかわらず、年金請求者に他手番がある者が多数おり、年金加入者の手番統合が進んでいないと思われるので、他手番有と思われる人には、再度回答を求める通知を送付する。	年金給付担当になった10年ほど前に、年金請求時に本人が思い出せない記録がたくさんあることを知った。	年金記録については、本人の申請すべきことで仕方ないと思っていた。 若い時なら思い出せたかも知れない記録でも、年金請求時には、長時間たってしまって思い出せないことがあり本人の責任ではないと思うようになった。
398	本庁	その他(本庁)	ありません。	システム等の改修によって面一的に記録を統合することは不可能と考えられるため、対応人数を増やし、一件一件正確に処理する必要があります。その上で、作業の効率化及び処理期間の短縮のために、システム改修や本庁地方庁間の連携の強化を目指していくべきだと考えています。	未統合な期間が多数存在しその期間のせいで無年金の人など、不利益を受けている人がいるということ、また記録の保管等の杜撰さが問題であったと認識していました。 記録問題を認識したのた、世間で知られるようになったのと同時期です。	とにかく最初は、早く多く処理をするという方針であったようなので、作業依頼できたものは早く処理するように勧めました。 反省点としては、やはり当初は期限が設定されていたこともあり、一件一件を細かく見ることができていなかったのではないかと考えています。
399	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません。		早く是正すべきもの。平成19年1月ころ?(TVにて)	1件1件のお申し立てについて丁寧に調査回答すること。事業主からの届出制が元凶と思います。未加入問題や報酬相違に関して全て本人の知らないところで届出、処理が進んでいるため、後になって本人の記憶と相違する結果になっている。この問題は現在も進行しており、このままいけば今後も記録問題は解決しないものと思われます。
400	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	今していることしか考え付かない。	基礎年金番号ができたときは、その人が年金受給するまでに登録すればいいと簡単に思っていた。また、転職して手帳番号を複数持つ人がそんなに普通にいるとは思ってなかった。自分の両親など周りの年配者をみても、会社勤めとは一つの会社に入れば定年退職までなのが、大半の人と思っていた。それに、若い頃だったので、「自分の勤めたところを覚えていない」という感覚も信じられなかった。浮いた年金といわれ、来客が殺到して初めてこんなに普通に手帳番号がそ	今までの「申出主義」の考えをやめた。
401	地方庁	その他(社会保険事務局)				
402	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			個人に2つ以上の基礎年金番号が付番されているケースが多いのは、平成8年頃業務センターから個人宛に複数の手帳番号を保有している人は回答して下さい、ということで送付した文書に回答していない人が多いのだろう、と考えていました。 この問題が存在することを知ったのは支払に配属された平成9年頃だと思います。	個人で複数の基礎年金番号を保有している人については、社会保険庁の調査だけで100%統合することは困難であり、対応方法としては、年金裁定請求時に本人との面談に時間をかけて丁寧に記録を統合するほかないのではないかと考えていました。 現時点でみた場合、国民年金保険料の個別納付督励等の際に、保険料納付の話だけではなく、複数の手帳を保持しているかどうかを確認するなどの対応がとれたのではないか、とも思いま
403	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			新聞等マスコミで知るまで認識はありませんでした。	新聞等から推測すると、急に発生したというより間違った業務遂行の長い積み重ねでおきているもので、個人としてできることは日々の業務を実直に行う ことと考えています。
404	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		原票で管理していた時代しか知らないので、当時は原票を業務センターへ進達していたので、特にこのような問題が発生するとは思いませんでした。	ねんきん特別便の対応に出来る限り全力を尽くしています。
405	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	今後大量に人材を投入し、問題の解決を図るとしているが、記録の確認作業は決して単純作業ではない。知識と経験を持った職員がいてこそはかどる仕事である。 記録問題は社会保険庁の責任であり、それ自体は間違いのないことであるが、過去からの積み重ねで起きた問題を、現職の職員が償う(サービス残業を強いられている)状況が、正しい状態であるのか十分に検討してほしい。 大量の人材を投入すること自体が間違いであるとは言わないが、少人数であっても正規職員の増員を図り、人材の育成を行うことが、問題解決の近道ではないか。	私が認識しているのは、基礎年金番号制度が始まったときに、記録の統合は年金裁定請求までに完了すればよいと言われていた。 担当課にいなかったせいもあるが、それ以外の問題を認識したことはなかった。	現場の職員としては目の前の仕事に全力で取り組んでいくということだけである。 ただ、今後対国民(お客様)に年金制度(サービス)を自身を持って説明するためには、国として信頼のおける制度作りを目指してほしい。 現在の国民年金保険料等の納付率の低下は、決して年金記録問題だけを原因とするものではないと思う。現場が適切なサービスを提供しているにもかかわらず、納付率等が向上しないとなれば、それは現場の努力でどうにかなる次元をこえているのではないか。
406	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		退職者の活用と厚労省転任職員の転任の一時凍結し、スキルのある職員をその処理にあて、解決のスピードを上げる	基礎年金番号符番の際、複数の年金番号をもつ方が多くいることを知った。	自分の持っている知識やスキルを生かしその解決にあたっている。 20年度受付の特別便処理に苦慮している。 組織の認識として業務センターに滞留していた特別便の早期を軽視したことが反省として残る。
407	地方庁	社会保険事務所課長級以上		年金記録問題の解決に向けて職員が一丸となって業務処理を行うことは当然のことですが、国民の皆様の申出が必要となっています。 特別便・定期便の回答をしていただいていない国民の皆様からどうやって回答(申し出)をいただけるのかという問題があります。 中には、社会保険庁の不信、ねんきんへの不信で送付物すら開封していただけていない場合もあると思います。テレビ等の広報を行い、その際に厚生労働大臣が話をするなど、インパクトのある広報をしてはどうでしょうか。	国民の皆様が納付された貴重な記録がもれていた。非常に重大な問題だと認識しています。 この記録問題の報道等が始まったときです。	窓口・電話等で照会があったときは、親切・丁寧に対応し、そのうえで何とか記録が見つかるよう些細なことでも思い出してもらうように対応しようと思いました。 「国民の皆様から預かっている記録だ」という認識が薄かったと思います。当時、きちっと管理されていない点があったのではと思います。
408	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	有りません。		時期は忘れましたが、20代の頃に、先輩から「年金の決定をするときに、年金記録の調査を行うから、それまでは、記録の不備があると相談を受けても、気にしなくとも良い」と言われていました。	年金問題が表面化するまで、問題意識を持っていませんでした。本当に認識が甘かったと思います。
409	地方庁	その他(社会保険事務所)				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
410	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		基礎年金番号と手帳番号の統合がすすんでいないのは以前より感じていました。ただ最終的に年金の請求を行う際に記録の確認は必ず行うので、そのときに確認すればよいと考えていました。	「年金記録は後日ではなく、今現時点で的確に把握していかなければならない」と意識を変えてお客様に対応しました。職員全員にこの意識が乏しかったことは大いなる反省点であると思います。
411	地方庁	その他(社会保険事務所)			自分の年金記録が自分のものとして記録されていない、間違った名前・生年月日等で登録されているが為に結びついていない記録がある事が年金記録に関する問題だと認識しています。 2～3年前(入社前)に、ニュース等で知りました。	必ず記録の空いている箇所は何処かお勤めでなかったか等、確認してお話するようにしています。 記録登録時の単純な入力ミスとチェック体制の甘さが反省点だと思います。
412	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	業務に精通した職員を振る活用すべき。処分を受けたからといって、優秀な職員を多数採用しないのは、国民にとって大きな損失。	早急に解決すべきことではあるが、十分時間を掛けて調査する必要もある。期限を決めて出来るものではない。存在を知ったのは、もんだいがとりあげられてから。	調査業務に力を注いだ。
413	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	一件一件紙台帳等との確認や市町村との照合が必要。	5千万件の記録誤りが報道されたときに知ったが、全てが誤りや消えたとは考えられないが、解決するのは相当時間や手間がかかることであり、全件の解決は無理ではないかと思う。	問題のある記録の、原簿との確認や市町村との照合 記録のコンピューターへの切り替え時の確認不足、本庁から地方への適切な指示・確認不足、市町村への不適切な指示・確認不足。
414	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	作業人員の確保。	採用された頃(10年程前)から年金相談業務において、本人が申告する記録が見つからないことが多々有り、全てが本人の記憶違いと思えず、特に古い記録に関しては疑問の思いがあった。	当時のおいては、WM及び紙台帳により確認するしか方法が無く、その記録を信じるしか無かった。
415	本庁	その他(本庁)	知りません	不明	分かりません	異業務なので不明です
416	地方庁	本庁部長級以上			平成18年ごろ国民年金保険料課に在任中、マイクロにはあるが、WM上存在しない記録が、本人からの照会のとおり存在したことで、マスコミ報道のとおり、記録が一部管理されていないものがあることを認識しました。	国年にしても厚年にしても、地方から東京に進達していながら収録されていない記録が現在すべて判明しているのかが疑問。当時の処理についてさらなる検証が必要と思われます。
417	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	すべての紙台帳(被保険者名簿、旧台帳等)記録をWM上の記録との突合。 WMに収録されていない記録は、すべて収録し、オンラインの記録がまず信用するに値するものとする。	一番は大きいのは紙台帳からの不完全なオンライン化。 年金給付課に配属された平成16年ころ。	年金裁定にあたっては、氏名の読み方を変えたり、生年月日の幅を持たせたりしてWMにある本人記録は漏らさないように努めた。 オンライン時にすべての記録を収録しなかったこと。 収録されていても名前の読みや生年月日に注意が払われていないこと。 古い記録は事業所整理記号が省略されてしまったこと。 また以上の問題があるにもかかわらず、オンライン上の検索がかなり制限されていたこと。
418	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		基礎年金番号制度が発足するまでは、それまで一人の被保険者が複数番号を持っていることが普通の状態であり(特に厚年国年両制度に加入歴あれば)、また、基礎年金番号ができてから手番登録を本人の申請時に統合していっていたため、徐々に登録されて手番は年々少なくなっていると認識していました。 誰の番号とも判明していない番号が約5000万件あるというマスコミ報道で知りました。	問題が存在するという話になる前から、窓口対応等にて職歴が確認できれば積極的に手番登録をやってきました。 本人が会社名を覚えていないと本人と確定しなかった事や、裁定時に行えば良いという考え方、申請主義、制度発足時から厚年記録に住所を登録していなかった事や厚年と国年で違う番号を取っていたこと等、オンライン移行時の入力チェックの不備等が反省点であると考えます。
419	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		ご本人への照会、回答をもってお一人ずつ解決していく意外に無いと思います。 回答拒否者等がおられることも事実であり、保険者の努力義務は必要ですが、全ての方の記録の解決は困難です。	当時は、年金の裁定請求提出時に最終調査を行うと認識していました。過去の記録の進達で不明のものがあるようなことは聞いていました。 しかし、年金記録が正常な方がほとんどです。一部の不明者についてのマスコミ等の報道にも問題があり、国民の皆様の不安をあおったことも事実だと思います。	(7)のとおりです。 年金記録問題は全て社会保険庁に責任があるか。制度発足時の労働者年金手帳、厚生年金被保険者証や現在の年金手帳の注意事項(最初の手帳番号基礎年金番号が一生涯続く)の認識が被保険者・受給者に無かったことも要因にはあると思います。
420	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	他になし	作業場所と人の確保により実施して行くこと、及び今後このような問題が起きないようなシステムの構築、制度改正が必要と思われる。	年金記録は必ず見つかるものと考えていました。年金記録問題がクローズアップされてさまざまな問題があることを知りました。	お客様に丁寧に対応し、ご意見をお聞きすることに努めました。 記録問題は様々な要因で起きたものと思われますが、年金制度の改正と年金記録を管理するシステムとが、上手く機能していなかった点もひとつの要因だと考えれれます。
421	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	どのような記録をオンラインに載せていなかったのかと言う社会保険庁側の問題と年金の加入の推移、時代背景などについて、マスコミなどを通じ、わかりかすく説明する必要があると感じています。	問題が発生するまで、自分自身で良く記録について深い知識はありませんでした。 新聞やテレビなどで問題を知りました。	お客様の記録を懸命に探しました。 昔の記録の収録が完全で無い事が一番の問題だと思います。
422	地方庁	その他(社会保険事務所)		ねんきん定期便により、加入履歴を定期的に各個人に確認していただくことで、今後の記録漏れはなくなると思います。 今までどおり、過去の分については地道に期間照会していくことだと思います。	基礎年金番号導入によるもので、厚年と国年の未統合によるもので、すぐ統合できるものと認識しておりました。 本人の職歴申し出と氏名検索だけでは確認できないものがこれほど多いこと、職歴が分からない・思い出せない人の存在についても、記録問題が起こってから知りました。	紙台帳からコンピューターへのデータ移管時の登録誤りや台帳紛失が第一の問題点だと思います。 厚生年金については、取得時の年金番号の登録において新規付番しないこと。いままで保険証の発行を急ぐあまり年金番号の確認がおろそかになっていたと思います。 国民年金については、以前は地区一市町一社保と納付記録の伝達があったことや、転居に伴い納付記録の登録がうまく台帳管理できていなかったこと。現在はコンピューターによる管理で問題解消につながっていると思います。 国民年金の第三号制度についても、各個人からの届出制から事業主への届出の義務化へと変わりましたが、各個人および事業主の制度理解不足により、届出がもれてしまったりすることがあると思います。
423	地方庁	その他(社会保険事務所)			社会保険庁組織全体での、厚生年金・国民年金記録の甘い管理体制の問題と考えます。 今回の記録問題時点で知りました。	お客様に対してお一人お一人お話をしながら、その方の履歴を一緒に追いました。 組織の運営をしっかり管理出来る体制を、組織全体で構築出来ていればと反省します。
424	地方庁	その他(社会保険事務所)	現在、世間一般に知られている問題以外には特になし。	国家プロジェクトとして各関係機関にも協力していただく必要があると思います。	解決(改善)すべき問題であると認識しています。入庁まもなくして「期間照会」業務があることから「期間もれ」の可能性があると知りました。	年金番号の付番方法に問題があったと思います。
425	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	今までの処理の流れを換えず、人員を増やして取り組んでいくか、あとは政治判断をしていくかどちらかだと思います。 私自身、ここまで積み上げてきた流れをこのまま実行した方がいいと思います。	平成19年6月ぐらいより、記録関係で相談等にあたりましたが、その当時ここまで大きな問題になるとは予想もしておりませんでした。 担当する中で、年金が生活の中で大きなウエイトをしめていることと、我々の担当している仕事の重要性を改めて認識しました。	ご本人様が納得していただくまで粘り強く対応してきました。 しかし、調査回答の際、記録が判明しなかった場合には、ご本人様には納得いかない部分はあったと思います。 反省点としまして、やはり日本の年金納付期間及び免除期間を合わせて25年という期間が長すぎたのだと思われます。 諸外国と比べても、日本の25年というのは長いと思われます。 今後、無年金及び低年金の議論も行われるようになっていますが、国民の方は少しでも年金が支給されるように願っていることと思います。 ただし、これまでこつこつ収めてこられた方もいますので、簡単にはいかないと思います。
426	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			厚生年金保険の記録において、太平洋戦争時に空襲により原簿等が焼失してしまい、確認の取れないものもあると聞きます。 ねんきん特別便の対応を行っていた時。	今回、2年の期間をもって全ての記録を整備するとされておりますが、上記のようなこともあり、困難な作業を行うには時間が少なすぎると思います。 記録を作成、管理するものとして責任として、短期間で形不だけの整備作業ではなく、徹底的に記録の確認、整備作業を行わなければならないと思います。
427	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。			
428	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	・社会保険の事務処理について知識のある者(OBを含む)の人的投入。 ・必ずしも手番全てを判明させなくてもよい。(高齢者や障害者等もおり不可能)	国会で取り上げられ、事務所に来訪者が殺到したとき記録問題の存在を知った。	来訪者に対しては、丁寧に対応し、不安を抱かせないようにした。
429	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	一件一件を完了していくしかないと思います。各事務所において、特別便チームを立ち上げて、年金記録問題のみの対応者を作る必要がある。事務所では本来業務を遂行しながらであるため、目に見える成果が現れないと思う。	総合相談室に在籍しているため、お客様と直接対応のため大変な問題と認識わしていたが、マスコミ報道が一方的であり、社保庁からの受給者・厚生年金加入者に対しての説明の機会がなく大変残念に思った。国民年金未納問題が発生した後です。	お様客様に対して、誠意をもって相談者が納得されるまで説明・調査に努めた。 制度に問題があると思う。厚生年金と国民年金の各々の番号制度
430	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	窓口での年金相談などあらゆる機会において、引き続きお客様の身になって話を聞き、丁寧に対応していくことが必要と考えます。 また、これらの問題は一朝一夕に解決できるものではありませんが、問題の解決に向けて真摯に取り組むことより、お客様の信頼を回復することができると思います。	年金の記号番号の統合もれについては、かなり以前よりあったことは認識していましたが、年金請求時に解決しているものと思っており、これほどの件数が未統合となっていることや台帳からオンラインへの記録の変換がいいかげんだったこと、標準報酬の改ざんなどについては、この問題が公けになってから知りました。	以前は年金給付にかかる課所に配属されたことがなく、上記の問題については正直どこか他人事のように考えていました。 もっと早く、地方からこれらの問題について中央(社会保険庁)に上げていれば、これほどの問題とならずに解決していたのではないかと思います。 また当時は、私を含め職員がお客様の身になっての丁寧な対応が不足していたのではないかと思います。
431	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない。		H19年頃の各種報道をきっかけに知った。それまでは、これほど膨大な件数の記録が所有者不明となっているこは把握していなかった。記録改ざん等も実際に担当部門に配属したことが無かったので、その事実も知らなかった。 未統合の手番については知っており、本人確認090等の徹底をマニュアルや上司の指導により実施していた。	マニュアルや上司の指導により、年金相談時には年金記録の本人確認(090等)を入念に実施していた。それでも確認がとれない場合は、期間照会申出書の提出を促し、さらなる調査を進めるようにしていた。 新規採用後からマニュアルに基づき業務を行ってきたが、なぜそういう処理方法になっているのか、マニュアル通りに処理を進めないとどういったことが起こるのか等、常に問題意識を持って仕事ができたかというと、日々の業務におわれ、問題意識を強く持つことが足りなかったのではないかと思っている。 又、経験の浅い職員故、思ったこと、感じたことを、自信を持って責任者(上司、所長等)にその都度伝えることもできなかった。
432	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にございません。	受給者等の記録については、現在、行っているように徹底的な過去記録(紙台帳)等の調査・突合等を行い、現役加入者の記録については、本人への通知等での確認はもちろん、通知を送られても確認しない人等もいるので、各種届書の審査・確認・調査・処理チェック等へ十分な人員を配置し、忙しさ等に流されることなくしっかり行えるような体制が必要であると考えます。	年金受給額に影響を及ぼす重大な問題で、年金記録問題が存在することは、世間一般に報道され始めたころ。	年金記録を正確に管理し、正しく年金をお支払いするという使命・責任感がもちろんなかったわけではないが、年金問題が発覚する以前は意識が今よりも薄かったのではないかと思う。
433	地方庁	社会保険事務所長	分からない	現状は、一般業務を行いながらこの問題に取り組んでおり、事業と問題の解決が共倒れになっている。解決策は、専科と十分な職員数の手当てである。	大変な問題であると認識していました。年金記録問題が公にされてから。	適用業務の適正な事務処理に配慮しました。システムの一元化が必要ではないかと思われます。入力頻度は、照謄頻度に比例していくものと思われます。
434	地方庁	社会保険事務所課長級以上				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
435	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	「裁定時確認主義」を一瞬で否定された以上、これまでのあらゆる処理が「問題」となると可能性があると考えますが、具体的には思い当たりません。	最も古いのは、戦前昭和15年から、複数の制度がそれぞれ難度となく変遷を繰り返し、事務処理方法も当時から比べると劇的に変化しており、残念ながら、100%の解決は無理だと言わざるを得ません。それは(6)のとおり、裁定請求のときに本人との突合を行なって正確性を期する、これを前提にあらゆることが組み立てられてるためです。 (厚生年金については限定的に言えば)今でこそ「年金」がメインになっていますが、以前は健康保険が主役であり、すみやかに被保険者証を発行することが、事業所側も被保険者側も行政も第一目的となっており、年金記録は(当たり前のことですが)副次的になっていたのもであって、受付や処理も性善説で行なっていました。 上記の経過を現在の価値観で、全て否定的に捉えられている現時点においては、庁側が現在の記録を「このように点検しました」、「解決しました」と言っても、(具体的なものではなく、あくまで感覚的なものですが・・・)処理の限界を自ら認識していること、また、マスコミ等が否定的意見を発し続ける限り、世論に「決着した」と認識していただくことは困難です。 今後は、資格取得時に戸籍謄(抄)本または住民票を添付させる(確認できなければもちろん被保険者証を発行しない)、届書は全て保管しておく、届書・請求書には届出者・請求者を確認できる証明書類を添付させ、写しを保管する、厚生年金は専任事務員のいる一定規模の事業所のみを加入させるなど、「社会保障」の理念をかなぐり捨てるくらいの覚悟をしないといつまでたっても、行政側がいくら注意しても同じ問題を繰り返し、また時が経って反論できない状況が出来して	オンラインに収録されていない記録があることは、年金記録に携わった者は認識していたはずであり、オンラインの導入経過をある程度知っている者には、いわゆる5000万件と報じられたときに、(決して少ない数字でないことは分かりますが)歴史のある制度としてみた場合に、この数字が多いのか、少ないのか判断できませんでした。 ただ、この問題点の指摘に対し、世論を納得させるだけの反論・説明をしていただけない状況を異様に感じていました。	個人で対応できるレベルではなかったと認識しています。 制度そのものを固定化(変えない)、簡素化する以外根本的な解決策はないと考えます。
436	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	やはりある程度は時間を要するところはあると思います。ですから、現在年金を受給している方を再優先して記録の回復に努めるべきと考えます。訪問などのもっと行うことしかありません。その意味でも情報提供において、市町村の協力を得ていく必要があります。また、年金特別便や定期便も送付されてはいますがまだ若い方を中心に関心が低いのが現状だと思います。この部分は年金教育等の取り組みを続けていくことが重要です。 短期的に実行可能な速攻性のある対策と、長期的な年金教育といった事業をうまくミックスしていくことが重要と考えています。	最優先の課題ととらえていました。また、これほどの件数の記録が年金に結びつかないで存在していたことに正直驚きました。年金請求時に20歳から受給までの記録をきちんと確認し少しでも未加入などの記録があれば現在のようにキチンと確認していれば防ぐことができたと残念に思いました。 存在を知ったのは、一般的に問題が世の中に明らかになったのと同じ時期でした。	率先して、お客様の対応を行いました。具体的には特別便が送付されてからは毎日、特別便の窓口対応を行いました。また、入念照会等も率先して対応を行いました。 年金記録問題は、年金受給している方とこれから受給する方とでは、おかれているステージが違っていると思います。特別便の送付時期など受給者優先してはいましたが、マスコミ等の報道が過熱していたため優先的に受給者の方の対応ができなかった点。
437	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	すべてのことに言えることですが、その業務だけに集中できる人員及び経費は必要であると考えられます。この部分を通常業務と切り離してどれだけ投入できるか。また、年金に精通した方々も必要不可欠なので、どれだけ含めて投入できるかが大きいと考えられます。的確に整理していくためには、これに併せて時間もかかる点をご理解していただきたいと思います。(中期的展望は必要)	基礎年金番号導入後、手番の年金手帳をお持ちの方がいることを業務課担当の時に感じました。	対応できる範囲で手番を確認し、統合処理に結びつけるようにしていました。 基礎年金番号導入時に、手番記録等(複数手番・基番)の統合処理を被保険者等に周知広報し、中期的な期間で整備していればと思います。 また、今後においても必ず問題になるようなことは、その都度時間が掛かっても適正に整備していくことが必要であり、そのことを確実に継続していくことだと思います。
438	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	不明	人任せにはできないが、知識がないことも怖いと思った。 自分自身のことなので、無関心でいることは良くないと思った。 2～3年前に新聞などで知った。	相手に立場にたち、対応するよう心掛けた。
439	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	コンピュータに未収録の記録を登録し、確認調査の迅速化を図ること。	統合されていない年金記録については、裁定請求時に確認調査することになっているとの情報で認識していた。 平成18年頃、マスコミ等で取り上げる様になってからです。	最優先課題として部下に記録調査及び回答処理を指示し、自らも積極的に行ってきました。また、対象者がすでに高齢な方が多いため、出来るだけ早期に期間照会に対する回答が必要と考えました。 年金記録は、国民一人一人で色々なケースがあるため、年金制度別の年金番号から制度共通の基礎年金番号への移行を早期に進めていれば良かったこと。 また、年金記録管理に、住所管理を含めていれば本人確認が取りやすいと思いました。 年金制度(適用・保険料・給付等)の説明を、国民一人一人に周知することの必要性を強く感じ、そのためには、複雑でなく解りやすい制度にしていくことが重要であると考えます。
440	地方庁	社会保険事務所長	世間一般に知られていないような問題は、存じていない。	現在、社会保険庁で進められている年金記録解明に向けた各種の取り組みを遅滞なく進めていく以外、方法は無いのではないかと思っている。 厚生年金は戦争中に出来た制度であるがゆえに、持ち主の判明できない記録も相当残るとは思うが、一つ一つ地道に進めるほかは無いと思っている。	年金の記録については、事業所を辞わるたびに年金手帳を交付されている人も多く見受けていたこともあり、老齢年金を請求するときに過去の年金記録を整理する中で、適正な年金受給が可能であると思っていた。 しかしながら、ねんきん特別便を送付し、お客様から年金記録の漏れが指摘され、確認作業を行うなかで裁定請求時に多くの記録が年金に反映されないまま決定されていることが分かった。	お客様からの年金記録の確認請求については、該当者が高齢であることから丁寧にかつ迅速に対応するように努めましたし、指導してきた。 特に、他庁へ照会するようなケースについては、時間がかかりすぎる傾向があったので、再照会等こまめに対応してきた。 また、確認作業を行うなかで、さまざまな読み方で氏名が記録されていることが分かり、慎重に確認を行ったところである。 年金記録については、基礎年金制度が導入された時点で手持ちの手番の確認を行ってはいるものの、取り組みが薄かったのではないかと思う。 年金記録は社会保険庁の宝であるとの認識が重要ではなかったかと思っている。
441	地方庁	その他(社会保険事務局)			問題を知ったのは、マスコミ等における報道がなされてからです。	一人ひとりに誠実な対応が必要であると思いましたので、窓口では丁寧に対応しました。 なぜ今まで解決に向けて対応しなかったのか疑問です。 現在、在籍している職員にも当時の担当者だった者がいるはずなので、放置してきた責任は大きいはずです。
442	地方庁	社会保険事務所課長級以上	無し	厚生年金記録については、紙台帳との突合せを実施し、氏名等の洗い出しを行う。 国民年金記録については、市町村の名簿が無い状態では確認が取れないので、短い未納は認めることとする。	事業所は各支店等で適用されていた社が多かったので、年金手帳を提示しない取得届もあったと認識はしていた。年金手帳番号不一致事故リストの処理に時間が掛かったと記憶しているし、一致しない番号もあった。その後、本庁でどのような処理がされたのかは、把握していない。 昭和52年の入庁後、1から2年後位と思います。	年金手帳の添付は出来るだけ求めたが、各支店等からの郵送が遅れている等の理由により、全て添付とはならなかった。氏名、生年月日等以外にも本人を特定できる本籍等を加えるべきだったと思います。本人が偽名等で入社した場合に整合性は取れない面もありますが、必要であったと考えています。
443	地方庁	その他(社会保険事務所)		とにかく早期解決。解決のために何が必要か分析しそこに原資を集中投下する。様々な問題があるのだとは思いますが解明までの手順をできるだけシンプルに。まだこの仕事に携わって日は浅いですが複雑になりすぎていると思うことが少なからずあります。	入庁したときには世間で誰もが知っているという状況でした。保険料を払ったにもかかわらず、記録に反映されておらず、年金を受け取れないという方にとっては非常に残酷で許しがたい事だと思います。	ほんの少ししかこの件に携わっておりませんが、記録の再調査を訴える手続等も同封されていることもあり、それは身につまされる内容のものもしくは制度不信のものが殆どでした。やはりできるだけ早く相手の立場になって対応することだと思いました。
444	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	現在も行っていることではあるが、判明した記録はこちらから積極的に知らせていくこと。また、年金の記録は本人の確認行為が不可欠なため、定期便の充実、及びその周知を徹底することが重要である。	社会保険制度の根幹を揺るがす大きな問題。 基礎年金番号に統合されていない記録があるということは知っていたが 5000万件以上の記録が未統合であるということは知らなかった。 そのことを知ったのはマスコミで報道されたとき(平成19年頃)。	現場職員として、1件でも多く統合できるようお客様に丁寧に説明し、場合によっては個別訪問を行い確認作業をすすめた。また、1日でも早く正しい年金が支給されるよう迅速に再裁定の進達事務を行った。 反省点としては、基礎年金番号を導入した際に、今回行った特別便、定期便のように、本人で記録を確認できる通知を送付すべきであったことがあげられる。
445	地方庁	その他(社会保険事務局)	無です	無のため無です	マスコミが騒いだときです	対応に追われ考える余裕がありませんでした
446	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	年金制度を運営管理する社会保険庁に改ざんなどの不正があったことは、国民の信頼を著しく損ねる結果となり、組織のあり方も問われる大きな問題だと認識しております。報道なり問題が公になるまでは、改ざんなどの不正があることは知りませんでした。	年金裁定時に記録確認が不十分で統合されなかった記録が多数あり、本来より少ない年金を受け取ることとなられた受給者の方が多数おられることをふまえて、裁定請求書を受理するときには、記録確認を十分注意して受理するよう心がけています。ご本人の記録がすべて統合されているかどうか、統合されていなければ期間調査を受理するという当然の相談体制がなされていなかったのではと思われます。また、職員一人ひとりの国民の皆様の大切な年金記録を管理しているという意識が平均として、低かったのではないかと思います。
447	地方庁	社会保険事務所課長級以上	国民年金被保険者台帳のオンライン切替時に丸特台帳と特切台帳のみを保存し、他の台帳を廃棄した。そのためマイクロ保存台帳が一部しか存在せず、記録が不明なものがあるのではないか。	市町村の台帳を確認するしかないが、平成14年の改正時に、廃棄した市町村も多いので難しいことになっている。	厚生年金関係について浮いた記録がこれほど多いとは正直知らなかった。 この問題を認識したのは平成18年頃でした。	上記(6)の切替時に全台帳を保存するよう意見を上げたものの、もう少し強くアピールすべきでした。 また、年金相談時に自分自身は過去の記録を根掘り葉掘り聴き取ったつもりですが、他の職員
448	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	もっと人数を増やしてする	報道された時	紙台帳から機械管理に変わる時にもっと厳しくチェックしていれば、この問題も起こらなかったと思う。
449	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金手帳は大切なものなのに、その重要性が認識されていなかったこと(転職のたびに再交付や再付番されている人が多い)。 基礎年金番号導入時。 氏名登録が無い記録や生年月日の丸めが多数存在していたこと。平成11年頃。	疑重複調査の件数を減らすため、健保厚年の資格取得届を受け付けるときには必ず他手番が無いかを確認し、手番があった場合は本人に確認のうえ統合していた。 すべての事務所が同じようにしていたら、もう少し早く未統合記録が減らせたのではないかと思う。 期間照会等で判明する度に記録補正を行った。大量のデータを短期間で処理しなければならな
450	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	現在実施している「ねんきん特別便」の未回答の方への対応をできる限りやっていくこと。また、「ねんきん定期便」に対する回答を促していくこと。など広く国民の皆様の協力をいただきながら解決していくしかないと思います。	1. 一人の方に複数の年金番号(国民年金・厚生年金)が付いていることがあって、本人の記録かどうかわからない記録が存在すること。 2. 社会保険庁のコンピュータに記録されている記録と実際の記録の違いが存在すること。 1. については、基礎年金番号制度が始まった後に、年金相談の対応等をしているなかで、認識していた。 2. については、年金記録問題が明らかになり始めた平成16年頃から特に認識するようになっ	年金の裁定請求等の相談を受けた際には、できる限り丁寧に戸籍等の確認をするように対応してきた。 反省点として挙げられることは、もっと早く「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」等のようなことを実施すべきではなかったかということ、もっときめ細かくコンピュータの記録と実際の記録の突合せを行うことのできるようなシステム的なものを作ることはできなかったのか、というようなことがあります。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
451	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			年金裁定請求直前の問題 昭和62年4月	年金裁定請求前の期間照会 当時は基礎年金番号がなく転勤の都度、事業所からの届書によって番号がいくつも払い出された方や、WMの氏名も漢字登録ができなかった点
452	地方庁	その他(社会保険事務所)	期間照会には知識と経験(コツ)が必要とされます。経験者が退職していくなか、正しく調べるのは難しい考えることがあります。	期間照会に携わる人数が少ない。人数を増やして対応をしていくべきだ。	年金記録問題については、マスコミで言い始めるまで大きな問題だと認識していなかった。問題の存在についての認識は、マスコミで取り上げられた頃からです。	国民に対して、誠実に対応することと少しでも早く期間照会の回答をお届けすることが大事であると考えています。人数を増やし特別便・定期便の回答を早急に進めることが大切と考えます。
453	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	厚生年金保険でWM上の表示がカセット状態のままになっている記録の対応がどのようになっているのかはっきりしません。何らかの対応はされていると思うのですが・・。認識不足ならすみません。	1件1件誠意をもって対応していくしかないと思います。	まだ紙台帳で仕事をしていた時代に手帳番号の記載がなく新規で番号を払い出していましたが、本当に番号を持っていないのか疑問に思うことは多々ありました。しかし当時は確認する方法もなく速やかに処理することが優先されていたと思います。ただ、これほどの件数が存在していたとは驚きでした。 同一人の記録が、番号の違いによりわかれているというのは、頭ではわかっていましたが、管理の仕方(厚年記録に住所がない)もあり本人の申し出がない限り確認できなかったと思います。	基礎年金番号が付番された当初は、年金の請求時までに統合すればよいと考えていましたが、いろいろなお知らせを出すために速やかに統合をするように改めました。 国民の年金に対する関心が薄かったこと-PR不足。 職員は先のことだからと丁寧な取り扱いをしなかった。
454	地方庁	地方社会保険事務局長	特にありません。	最終的な記録の確認には個々の被保険者、受給者の協力を得る必要があると考えます。既に実施されている、特別便や定期便において送達不能、未回答、未統合記録がある疑いのある者からの訂正不要の回答・・があって案件について更なる調査が必要かと思います。	厚生年金の裁定業務を担当していた頃、紙台帳が保管されており、マスター(厚年資格システムにおける被保険者記録原簿)に統合されていない記録が存在していたことを認識した(昭和56年頃)。 厚生年金の給付システムにおいて、資格記録ファイルとは別に裁定原簿中に、年金額の計算基礎となる被保険者記録(「給付記録」と称していたと記憶しております。)を保持しており、二重管理となっていたこと、更に、そのため、資格記録と給付記録の間において記録の相違が発生しう	社会保険のコンピューターシステムが整備されていく過渡的な時期であること、予算の制約もあることから、将来の課題として整備される必要があるとは認識していた記憶があります。
455	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし		こんなに大きな問題という認識はなかった。多少の不突合はあるが年金請求時確認できていると思っていた。新聞報道などで18年くらいから。	
456	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。	税賃事務所に勤めるまで、年金問題に関して全く何も知らなかったので、このような問題を抱えている方の多さに驚きました。 ご高齢の方に若い頃の記録を確認したり、それに伴う事務処理等、解決までに時間を要す問題だと思いました。	納めていたはずの保険料や記録が消えていることに対して、不安に思っている方やお怒りになられている方が多いので、年金のシステム、記録のもれに対する処理にかかるお時間、支払い時期等、ご理解いただけるよう丁寧に説明をさせていただきました。 記録が見つかってからの処理にかかる時間が長すぎることが反省点だと思います。
457	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません。	全職員で取り組む以外ない。	国民の方々の年金制度への不安感と社会保険庁への不信感を与えてしまった。 平成18年の終わりか平成19年の初めごろ。	記録を管理する、そして年金をお支払いする責任を持っている当事者として、いかに不安を払拭して信頼回復をしていく必要があることから、前面に出て対応してきたつもりである。 長い期間ではあるが、その管理方法やチェック体制が十分でなかったたこと。
458	地方庁	その他(社会保険事務所)		過去記録の整備を早急に行う。	以前記録整備の業務に携わっていた時は(平成8年頃)記録が抜けているのはほんのごく一部だと思っていたが、テレビ等で消えた年金問題が浮上してから年金払出簿の古い記録がほとんど未入力である事を知りとても驚いた。それと同時に過去に期間確認で記録無しとして回答した事が誤っていなかったかとても心配になった。	期間確認をする場合には、多方面から調査し慎重に行う。また各個人にも保険料納付を意識してもらう意味で年金定期便は有効だと思う。
459	地方庁	社会保険事務所課長級以上	①過去に窓口に来られたお客様で手帳(厚生年金被保険者証)持参で生年月日訂正で昭和15年生まれから大正15年生まれへ訂正があった。聞くと事業所に入社する際年齢制限がありごまかして入った。との内容や事情があり氏名を騙って入社したなど。手帳等があれば本人とできるが、手帳がなく会社名もわからず本人がその当時の場所へ行っても会社がなく調査しようにもできない事例もあった。 ②生活保護を受給している方で福祉事務所から年金優がないなら脱退手当金をもらって保護費と相殺をするのでもらうようにと指導されている。もっと探せば年金優を有するものや今後、受給要件緩和がされれば年金権発生もと説明するも生活保護がいいのですぐ支給してください。などの申し出有り。 ③窓口に来られるお客様はもう漏れはない。といわれるが氏名索引すると多くの方が漏れている。 ④路上生活者も多く郵便自体本人の手元に行っていないのでは。	①住所で会社名が探せるシステムがあればよい。 ②特になし。 ③黄色便の随時発送。 ④及び⑤福祉事務所など関係各所と密接に連携する。	あってはならないこと。ずさん。10年ぐらい前から期間照会担当者から名簿から既裸への入力漏れや誤りがあると知らされる。	お客様の記憶を呼び覚ますよう対応している、 税務署などと違いその方の人生を入社から死亡に至るまで見る唯一の省庁であるとの自覚を職員全体で共有すべきである。 また、名簿から僕裁へ移す際の2重3重のチェック体制の不備があったと思います。 期間照会はこの問題が出る以前から多くの方から照会(お届け)を受付けていたが、名簿を入念に調査できる人数の配置が行われていなかったと思います。
460	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	今、行われている事で、昔の台帳等の中身を全てコンピューター画像化にして管理しまうことが一番だと思う。	年金記録問題が明るみになるまで、知らなかった。	現時点で、出来るだけのことをするしかないと思い、年金記録の窓口対応、記録調査を行った。 国民の大切な保険料納付記録は、毎年最低1回は、本人が確認できるようにしなければならないと思いました。
461	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			重大な問題と認識しています。	年金問題の関係は出来る限り優先的に処理を行い、且つ、経常業務に影響は与えないように努めました。
462	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	これまで実施してきました「ねんきん特別便」、「ねんきん定期便」の事務処理の中で、全国の記録管理がいかにバラバラであることに愕慄しましたが、世間一般に知られていない問題が鳥取県に存在していることは無いと思います。	今、行われている「事業仕分け」の結果等から判断して、8割5千万件の紙台帳との突合より、庁保有の記録の中で、「未統合」の者を市区町村別にリストアップして、一件ずつ人界戦術で解決していくべきではないでしょうか。 自治体首長の中には、地域住民のためにと協力を申して出ていただいているところもあるが、庁は出来ないといわれているが、やるべきことの方策のひとつとして、取り組んでいただきたかったです。	前任地県では、局長指示で、「第一番」として認識をして、職員一同取り組んできました。 紙台帳の時代を経験してきた職員として、マイクロ化されるときに、「ふり仮名」は誰が責任を持つて対応するのだろうかと考えたことがありますが、マスメディア報道のような実態があったとするならば残念ですが、当時の状況からすれば、 「起こるべきことが起きた」といっても過言ではなかったのかなと思います。 しかし、これほどの問題が発生するとは思いませんでしたし、予算的措置が原因でも対応が遅すぎると思っています。	立場上、一件一件を丁寧に対応して、速やかに対処してきましたし、お客様のご意見には真摯に受け止めるよう職員一同対応するように心がけてきました。 反省点として、コンピューターを誤った判断で信頼してきすぎたのではないでしょうか。このことは今後も起こりうると思いますが、日本語は申請者の意思でどのような読み方、漢字でも登録できた時代もあり、生年月日もしかり、「規則」 は無かったものと同じだった長い時代背景があり、「ふり仮名」化をするときに、ご本人確認が必要だったのでは。 しかし、当時は、住所は管理していなかったし、その後の「住所地」、「居所」さえも厳格に規定せず実施してきた経過があり、補正には、個人番号を早急に設定し、他制度も強行に統一し、ひとりは一人として管理していく以外にはないと思っています。 つまり、国民総背番号制の導入が遅れたことが大きな原因であると思います。 後は、罪を犯した職員と管理していなかった管理者を処分することが、よりいっそうの法令遵守につながることになるのではないのでしょうか。
463	地方庁	その他(社会保険事務所)	全般に処理に時間がかかっていますが、特に船員保険の処理が遅れている(船員保険の期間照会回答までに1年半以上かかる)ことが気になります。	民主党は職員を増やすといっておられますが、制度の知らない方を雇っても教えるのに時間と労力がかかるので、年金制度に精通している方、労務士よりもOBや今まで謝金職員などで処理をしてこられた方を中心にしたほうがいいと考えます。	昔から年金制度そのもの・職員だけでなく事業所や被保険者にも問題があると思っていました。5年ほど前にテレビなどで騒がれだしてからはっきりと自覚しました。 年金記録問題は生涯受け取る金額に関わるので大変なことであり、早期の問題解決と意識改革が必要であると感じていました。	特別便が始まったとき、事務所にある書類については窓口・調査・統合・見込みなど毎日残業し(残業代はあまりつきませんでしたが)率先して処理を行っていました。ただ、処理をしていたのは当時の総合相談室・業務課・年金給付課などの一部の職員だけでした。[redacted]全職員で行っていたならばもっと早期に解決していたことがたくさんあると思っています。 現在は妊娠し体調の問題があるため残業してまでの処理はできてませんが、まだまだ判明していない記録があるのはわかっていますので、引続き全職員での努力が必要であると思っていま
464	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	問題の解決を早急に行なえるような方策をとらなければと考えています。	国民の信頼を裏切ることとなり、信頼回復に向けて、職員が一丸となって努力する必要があると、認識しています。 問題が存在することを知ったのは、新聞等で報道されだしてからです。	記録問題対応の窓口相談等で、誠意をもって対応するよう心掛けました。 精一杯の努力はしたつもりですが、お客様にもっと理解しやすい資料があればと思いました。
465	地方庁	その他(社会保険事務局)				
466	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金の第3号被保険者記録を持つ者について、特別便や定期便で自身の記録のみを確認する段階では記録正常となる方の中にも、実際には配偶者の厚生年金等の記録と照合すると、配偶者の厚生年金期間に空白があること等により、第3号被保険者資格取得届が未届の期間が存在するケースがあります。 配偶者が政府管掌健康保険であった場合は、当時の扶養状況が確認できるものの、配偶者が健康保険組合等であった場合、何年も遡った届出をしようとしても、当時の扶養状況について健康保険組合に書類が残っていない等の理由から証明が受けられない。証明に変わる添付書類(源泉徴収票等)も残っていないことにより、第3号被保険者特例届が提出できないため、未納期間となり将来の受給額に影響してしまう。	日々の届出や勧奨の際に、配偶者記録を含めた記録確認をし、届出もれ者にはそのつど届出を行ってもらうよう勧奨する。 本人の記録のみを照会しても届出漏れがあるかどうか気がつかないため、広報等で訴えるよりもこちらの方から個々の方について届出勧奨を早急に行う必要があると思います。 または、第3号被保険者の届出について、相当期間にさかのぼるものは健康保険組合の証明やそれに代わる添付書類が無くても本人からの申立書等により特例的に認めるような法的救済措置をとってもいいのではないでしょうか。	平成11年ごろに年金相談の担当となった時に、基礎年金番号になる以前の記録については、複数の手帳番号を持っておられるケースはたくさんあるという認識はありましたが、基本的に確認出来次第現在の基礎年金番号に登録し、年金請求の時点ではすべての記録があるか本人に確認の上請求していただき、年金をお支払いしているという認識でした。 中には、生年月日が誤っていたり、旧姓での加入記録等について、本人が加入していたことを忘れているケースもあり、十分な確認が必要と考えていました。	年金請求にかかる記録確認では、必ず氏名索引し、本人の申し出の記録が確認出来ない場合は、生年月日の相違を含めて検索し、それでも出てこないケースは期間調査を行う等の対応をしていましたが、被保険者については今後基本的に年金受給までには統合するものという認識であり、未統合記録の存在についてそのことが問題だという意識があまりなかったことは反省すべき点だったと思います。
467	地方庁	その他(社会保険事務所)				
468	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	特になし	未統合記録の存在 平成19年度当初	記録確認と相談体制の充実 解明・統合の推進
469	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	現在取り組んでいる対応方針と対策に基づき、地道に進めていくしかないのではと考えます。	平成9年より、不備と思われる年番や手番記録の補正は都度行われていたので、すでにかなり整備は進んでいるものと思っていました。報道があるまで件数や規模がここまで大きいということは知りませんでした。	庁(政府)の対応方針を常に意識しながら、やれるべきことをやろうと思って仕事に取り組みました。 現時点でみた場合、例えばねんきん特別便の対応など、突発かつ突貫的な対応が多く、今思うと計画的・効率的ではなかったものもあったと思いますが、このような点が反省点として挙げられ
470	地方庁	地方社会保険事務局長	特になし	地元出身の社保オービーをその者の都合がつく日の出勤という勤務形態で雇用し、協力を仰ぐ。	・受給者又は被保険者の信頼回復が一番であることから、早急な問題解決が必要であるとの認識・新聞報道	・問題を早急に解消するべく、明確に事業に優先順位を付し、全事務所とも 全署体制で、課の垣根を越えた事務処理体制とした。・反省点としては、処理すべき全体像が示されておらず、したがって、事務所の職員等のモチベーションが上がってこなかったこと。
471	地方庁	その他(社会保険事務局)		現行の方法でいくしかないと思う。	失礼な言い方かもわからないが、以前は個人の問題と認識していた。ただ、判明しない記録については申し訳ないと感じていた。その後、「年金記録問題」として喧伝されだしてからは当然のことと思いもしたし、従前の態度に対して罪の意識が芽生えはじめた。	現在社会保険事務所の窓口対応者ではないので過去形になってしまうのは甚だ残念だが、請求者の方々にできるだけ誠実に答えようと努めた。だが、社会保険事務所等に赴任となり窓口で対応することとなった場合はこの気持ちを忘れずに臨もうと思う。 反省点については、(個人的な問題となるが)誠実に対応したとしても対応し切れなかった時に補完する方策を取らなかったことに尽きると思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
472	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	対策としては、特効薬なく、現在進めている特別便や定期便により記録を統合していくしかないと思慮する。偽名や生年月日を偽って就職された方も多くいると思われ100%の解決は困難。 年金記録の判明により年金額が増減する人への支給にあったって、見込額を試算し再裁定申出書受理しており、概算払い後、年金額調整できる法整備を行ってもらえれば、差額支払いの遅延に関する苦情は少なくなるのではないでしょうか。	基礎年金番号が導入されたとき未統合となる年金記録がかなり発生すると思った。当時はいくら広報しても「年金をもらうとき統合すればよい」と思っていた国民の方が多かったと思う。勤務先や住所が変わるたびに新しい年金手帳(番号)を交付されるケースが数多くあり、今般の未統合年金記録はかなりの割合で生じると思っていた。	基礎年金制度が導入されたとき、問題提起されていたはず。その時点で、年金記録の統合作業に力を注いでいれば、未統合問題については、もっと遡ったものになっていたと思う。 上記のことを踏まえ、年金手帳を複数お持ちの方へ記録の統合について指導するよう努めてきました。
473	地方庁	その他(社会保険事務所)	無し	記録問題に対応する職員(経験のある職員)の数を増やす。経験がないと記録の対応は難しい。	年金記録問題と世間で騒がれるようになって初めて問題であると認識した。	お客様の声を真摯にうけとめ、申し立てている記録は、必ず出てくるとの思いで、記録の検索や記録の整備につとめた。 他人事のように、事務処理をしていたため。 現在でも、重複付番されていることがよくある。届書の委託等事務処理のながれ上、しかたがない点もあるのだろうが・・・。
474	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	被保険者からの年金加入記録の照会における被保険者の記録の徹底調査とそれに伴う人員の強化。	記録問題の実情を詳しく知ったのは採用されてからです。	真摯に対応するべきだと思っております。
475	地方庁	その他(社会保険事務所)			単純に別の手帳番号が基礎年金番号に登録がされていないだけであり、裁定請求時に解決できれば良い問題と考えていました。 平成12年に社会保険事務所に採用された際に記録調査の部署に配属されましたので、採用後のすぐに記録が整備されていない方がいることは知っていました。ただ少数、一部であり、マスコミにより5000万件の記録が統合されていないと報道されるようになり、その数の多さに驚きまし	裁定請求時に解決すればいいという考えは間違っていました。早急に対応すべき問題であり、保険料を納めているのに、納付記録に反映されず、年金を受給するときまでには訂正しますでは、国民に不安を与えてしまう。また何十年も経過した後に、記録を訂正するために会社名を聞いたり、領収書・源泉徴収票を求めることになり、もっと早く対応できていればと反省しています。
476	地方庁	その他(社会保険事務局)	自分も庁の記録管理がここまでずさんなものとは考えていなかった。地方現場ではこの膨大な中央の管理ミス等の対応に直接お客様と接し陳謝対応に追われ、なのに現場の定員は異常なまでに削られ、サービス低下は必至であり、職責も全うし難い状況にある事を理解してほしい。職員も育たず、圧倒的に人員が不足の状態にある。	現場正職員、予算の厚い増強、増加による対応しかないのでは?また中央も現場の対応状況、流れをしっかり理解した上で支持協力体制を整えること。機構となってもその国民の信用評価は結局現場が直結しておりこれが反映するものであるから、信用回復を得るためにもまた後進育成のためにも現場に十分な人員を配置するしかないと考える。	正直今回の問題勃発までは この問題認識しておりませんでした。当然ここまで根深いことも知らず歯痒としかいいようがありません。	今は膨大な業務を自分のできる限り全うしていくことしかありません。ただ誰が考えても先人の残して行った負の遺産が大きすぎること、現場での不要と思われる業務(たとえば報告物)の増加、加えて予算、人員削減、無理な外注化等あげればきりがありません。ただこのままでは先の目途どころか解決の糸口さえもみつかりません。ただ今はやるべき事をやるのみです。現状では難しいかもしれませんが住民サービス向上、信用回復と今後の機構存続のためにも現場正職員の増加増強対応しか対応策はないと考えます。
477	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	粘り強く、誠心誠意対応していく。	このような問題が判明し、年金記録問題については最重要事項であると思っていました。なお、これまでは、一人で複数の手番を持っているような方について、最終的には、年金の請求時に、統合されていない手番について、本人の申出等により統合作業をするものと思っていました。 マスコミが取り上げるようになった頃からです。	年金給付の仕事に携わったことはなかったが、健康保険、厚生年金保険の資格担当時には、年金手帳を確認し、手番が統合されていなかった場合には、統合作業を実施するよう心掛けた。 年金番号は、一人一番号ということの周知徹底が不足していた。 (基礎年金導入前には、国民年金、厚生年金で一人一番号)
478	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。			
479	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ない。	お客様の協力を得ての地道な作業の積み重ねしかない。 (しかし、お客様の老齢、死亡、思い込みにより問題の完全解決は不可能。)	最初は、マスコミの誇大報道。その後記録保管の不徹底を確認。 3年前の国民年金担当時。	国民年金の区役所の記録が破棄されていたこと。特殊台帳(マイクロ)の不鮮明により、対応不能であった。 国民年金創設当時からの市区町村への法定委託の曖昧。社会保険事務所での未納記録の経過保管の不備。 また、社会保険事務所「所」であったため、税務署「署」基準監督署「署」との違いによる事業所の官庁への対応格差。縦割り行政が原因。 官庁から非公務員組織への変更により、ますます事業所の対応変化が今後の問題点。
480	地方庁	その他(社会保険事務所)	お客様からご指摘頂いている内容に、一日でも早く回答が出来るよう、日々業務に励んでおり、目の前の案件に全力で取り組んでいく事が、国民の皆様へお詫しを請う手段と思いやってまいりました。ご質問のような内容を考えた事がなかった事が問題なのかもしれません。	国民の皆様の立場に立ち、真摯に取組以外にないと考えます。	国民の皆様に多大なるご迷惑をお掛けした事は間違いの事実であり、社会保険行政に携わった職員として卑直にお詫びを申し上げ、早急に調査回答をしなければならない問題であると認識しております。 5000万件の未統合の手帳番号があるとマスコミ等が報道した時です。	未統合の手番が判明したお客様には、早急に統合処理を行ない再裁定処理が出来るように書類を担当課へ渡しました。記録が判明できないお客様には、お客様が納得いただけるよう、丁寧に対応させて頂いたと思っております。 ゆりかごから墓場までではありませんが、全国民の方に関係する役所は社会保険だけであると思います。まだ現在のようなコンピューターがなかった時代から、超長期に渡り、国民の皆様の記録を管理させて頂いていたつもりが、このような問題になった事は残念であり、悔しい思いをしました。過程がどうであれ、結果が全てであると判断される現在の世の中では、強い者が勝つのではなく、勝った者が強いのですから、社会保険行政の現状から、反省点をと問われるのであれば、全てです、と言わざるを得ません。
481	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上		記録整備を優先 カセット解除処理 事故リスト(要裁定者リストの整理等) 警告リスト等の再出力及び点検	記録管理が正確になっていない。	負の財産を引き継がないよう記録整備や申出書等の早期処理・遡及管理 処理体制の整備で精通した職員が圧倒的に少ない、現人員でこなせない。
482	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	厚年は難しいが、国民年金の納付記録については、ご本人の申出を疑うようなことはしないほうがいいと思うので、具体的な納付方法等の記載があるものは記録を訂正していく。	年金記録問題を問題として思うようになったのは、世間で騒がれた時。それまでは、みんなが年金請求の際にもれなく全部記録を一つにしているものだと思っていた。記録が未統合のまま年金受給している方がたくさんおられるというのをその時実感し、大変なことだと思った。 今までそういう実態を知らなかったということ、未統合の記録があるということ、納付記録等もきちんと反映していない方がいるということに対して問題意識がなかったことが問題だったと思う。	採用が平成11年で健保厚年の適用でしたが、そのときから年金手帳に記録統合済の表示がなければできる限りその場で統合処理を行っていた。年金記録問題が世間に広まって、それ以降は、当時国民年金の係でしたが、別の用事で窓口に来られた方に対しても記録が正しいかを確認してもらうようにしていた。 平成9年基礎年金番号導入の際に、手番の回答がない方に対して督促を行っていたかどうかは分かりませんが、もっと全員に回答を出してもらうような仕掛けをしていればよかったと思います。 基礎年金番号導入後に、未統合件数を減らすという職員の意識が足らなかったのかな、と思
483	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし。	いたずらに被保険者に不安感(不信感)を植えつけることなく、引き続き粘り強く対応を進めていくしかないと思います。	一人の人が、制度ごとに複数の番号を所有していることは好ましくないと考えていた。採用後、適用担当課に配属されしばらくたってから(昭和54年頃)	基礎年金番号導入後、過去記録の調査等が実施され相当数の番号重複は解消されたが、その時点でシステム開発等も含めて積極的な対応をとる必要があったと思う。結果的に保険者の責任は大きいが、事業主・被保険者にも半分程度の責任はあると思う。
484	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	数々の問題がありますが、基本的には一つずつ存在する資料で確認していくしか方法はないと思います。ただし、60年以上の長期にわたる記録の不備については、完全に解決することは困難であると思います。本人に記憶のないものや名前、生年月日など不正確な届出とその後の誤った事務処理などにより特定困難な記録が多々あり、そこの部分はどうしても残ってしまうと思います。その点を踏まえて、出来る限りの突合調査を進めていくしか方法はないと思います。	いわゆる5000万件の記録の未整備などは、新聞報道で初めて知りました。次から次へと新しい記録問題が出てきたので、ビックリしたというのが正直な感想です。25年以上前に国民年金業務を担当していた当時(紙台帳でした)、市町村との記録の不一致が散見され、補正していたことが思いだされましたが、ここまで記録の漏れが多くあるとは思いもよりませんでした。	お客様からの記録相談にはより丁寧に応じ、色々なケースを想定してお調べするようになりました。基礎年金番号の導入をもっと早く行っていれば、少なくとも国年、厚年の手番を統一していれば、オンライン化した以降の20数年間における、かなりの部分の記録の漏れを防げたのではないかと思います。
485	地方庁	その他(社会保険事務所)	ないです。	社会保険庁の記録にもとづいて年金記録を送付して、お客さまからの回答をいただく現在システムの続行。 厚生年金は厚生年金基金と記録を照合・国民年金は市町村の記録と照合 をする。	新聞報道で、知ったたので3年前くらいからです。	問題意識をふまえて、どう対応したかについての回答はですが、年金記録は、調査をしなければ整備できないし憶測で記録整備できません。 年金記録問題が起こったときは、指示があったとおり記録整備に着手しただけです。 反省点ですが、該当する仕事に直接関与していませんのでわかりません。 総務省の国民年金の第三者のあっせん内容を見て考えると国民年金は、市区町村で手続き・納付事務があったため役場で受け付けたものが社会保険庁に伝達されていなかったことがわかります。当時から役場と社会保険事務所間で正確な情報交換が必要だったと思いますが。
486	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	基礎年金番号に未統合の記録の公開と再裁定待ちの受給者に対する見込み額計算による概算払いなどの思い切った方策も必要だと考えます。	基礎年金番号に未統合の年金番号を持つ者は、本人の申出主義の仕組みから、全体の1割程度はいるのではと思っていましたが、そのほとんどが、年金請求時に統合されていくものと認識していました。平成19年6月頃、「宙に浮いた5000万件」と報道されたことで大きな問題であることを認識しました。	特別便の対応時には、出来る限り丁寧な対応を心がけ、相談者の記憶を呼び起こすよう努力しました。反省点としては、制度発足時から加入記録が年金手帳にすべて記載される仕組みとすべきだったと考えます。遅くとも基礎年金番号導入時には、記載する仕組みに改めるべきでした。また、現在の定期便のような加入記録を本人に通知する仕組みを早期に導入すべきだった
487	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	社会保険に精通した者が業務にあたることが重要だと考えますので、OB職員や分限処分予定となっている職員についても業務にあたって頂くことが、早期解決に向けて効果的ではないかと考えます。	年金記録の管理について、職員自身、これまでも真剣に業務にあたっていたと思うのですが、実際の納付と管理している記録が合っていないということ等が明らかになり、管理が不十分であったことと、国民の皆様に不信感を抱かせてしまったことが問題ではないかと考えます。 自分がこの問題を認識したのは、妻能人の納付記録の疑い見が起きた頃だと思います。	これまで以上に、お客様の対応をする際には、正確・丁寧な応対を心掛けると共に、情報漏洩しないよう、身の回りにも気を配って参りました。 また、反省点としては、お客様への応対に対する意識や情報管理に対する意識が不足していたものと考えます。
488	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録問題解決のため、システム改善、人件費に予算を組む	宙にういた記録が5000万件あるとテレビ報道されたとき	過去の事務に不正確なものがあった。 国民に年金記録を確認してもらう必要があった。
489	地方庁	その他(社会保険事務局)	【国民年金免除承認期間中に1号・2号・1号となった場合の記録について】 現在、長官告示によって免除承認期間が7月から翌年6月までとなっていますが、一旦終期まで承認している免除期間中に、2号→1号となった場合、本来であれば1号再取得の場合、先に承認された免除結果が生かされるべきですが、現行システムにおいては不可能で、被保険者へは、1号以降の納付書が発行されるシステムになっております。収納支援システムを利用して、当該被保険者を抽出し、出来る限り免除記録を追加するよう努力していますが、後追いとなることから、全被保険者を網羅することは難しい状況です。 免除については、将来お受け取りいただく年金額にも反映しますし、今後、第二の年金記録問題に発展するのではないかと危惧しております。	免除承認期間中に2号→1号となった場合、先の免除記録が1号入力時に自動的に反映されるようなシステムを構築して頂きたいと思います。	入庁時に配属された「社会保険適用課」において、年金番号があるにもかかわらず年金手帳を持っていないことから、年金番号が不明な方がかなりおられることを知りました。また、WMでは手帳番号における住所管理をしていなかったことから、同一人物であるかどうかの確認を行う際には、本人申し立てによる職歴のみが判断材料であり、限りなく本人のものと思われる手帳番号でも、基礎年金番号に統合出来かねる記録が多くあり、不安に思うことがありました。 ただ、この点については、現時点においては統合ができなくても、年金請求の際には、記録をあらためて再確認することから、将来的には統合されるものだと考えていた部分もあり、現在のような「年金記録問題」に発展するとは思っていませんでした。	入庁が平成9年4月で、基礎年金番号導入時期だったことから、資格取得届や年金手帳再交付など、お客様の基礎年金番号にかかわる処理の際には、必ず未統合の手帳番号がないかどうかを確認するようにしていました。また、基礎年金番号を検索する際も、重複付番をすることのないよう、事務担当者を通じて被保険者へ職歴を詳細に確認するよう、課内で徹底していました。 ただ、当時は、被保険者の職歴をこちら側から積極的に情報提供することができなかったことから、当該被保険者のものと思われる手帳番号を統合することができなかったケースもありました。 この問題の反省点として、まずは、手帳番号について被保険者の住所管理を行っていなかったこと、統台帳でのみ管理されている年金記録が大量にあったことが大きな反省点であると考えます。オンライン導入時に、統台帳記録も全てオンライン化すべきだったと思います。
490	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	ひとつひとつ地道に該当者記録を探していくしか、ないのかなと思う。 自動統合でもしない限り(別人に統合してしまう可能性があるので危険)。 記録整備班を各事務所に引き続き置き、増強することもいいと思います。	本人が会社名を言わないと統合できず、こちらから会社名を言ってはいけなかったため、未統合が存在していることは分かった。それらはどうなるのかな、とはおぼろげに思ったが、本人が思い出したときに、再裁定はできるし、1ヶ月や2ヶ月といった短期間がほとんどであると思っていた。	名前が変わったことがないかなど、できるだけ詳しく聞き取りをして、未統合をなくす様にした。 記録を確認するのが年金受給がはじまる60才の時点までに確認すればいい、というスタンスではいけなかったと思う。生年月日違いや、名前の入力ミスなどいろんな間違いがあるなかで、本人記録を見つけ出していくのはそうとうな時間と労力がいる。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
491	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。		申請のなかった年金手帳、年金記録で、本人確認されていない記録が、たくさんあり、基礎に統合されていないので、浮いているといわれている。 このことが問題として大きく取り上げられたころ、申請主義を反省するよう大臣メッセージがあったときに、認識した。	特別便により、回答をいただき、本人確認統合していくことに地道に取り組むことだった。 期間調査に時間がかかり、また、再勧定にも時間がかかっている。 今後の記録の収録では、基礎が重複している方もいるので、定期便や、重複リストの対応が大事であると思う。
492	地方庁	社会保険事務所課長級以上			国民の信頼を損なうほどの大きな問題であると思いました。 平成18年か19年頃だと思います。	できるだけ詳しくお客様から当時の事業所名や旧姓等を聴取する等の対応をしました。 紙台帳をマイクロ化する時の転記誤りが原因と考えられるため相互チェックを徹底させる必要があったと考える。 年金手帳記号番号が複数払い出されている方が多数存在していることから番号管理ができていなかったと考える。
493	地方庁	社会保険事務所課長級以上		事務所長がリーダーシップをとることが重要である。	件数も限定的ですぐに解決できると思っていた。新聞、テレビの報道で知った。	庁からの通知、事務連絡等をこなすのが精一杯であった。当初から「ねんきん定期便」を出しておけば「ねんきん特別便は必要なかったのではないか。
494	地方庁	その他(社会保険事務所)				
495	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		過去から引き継がれた、社会保険の負の遺産。 存在を知ったのは、報道がなされた頃。	休職中であったため、自己対応はできなかった。 反省点としては、国民への対応が十分でなかったのではないかと思われる。年金定期便の活用等、今後の決め細やかな対応が国民の信頼回復につながると思われる。
496	地方庁	社会保険事務所長	ありません		現在一般的にいわれている年金記録問題については、①行政側の瑕疵によるもの、②事業所の瑕疵によるもの、③被保険者個人の瑕疵や思い違いによるものに大別することが出来ると思います。 しかしながら、これらが一色他にされて報道されたことにより、社会保険庁の杜撰な管理といわれる所以であったと思います。 ①としては紙台帳からコンピュータに切り替えが行われたときのエラーリストの補正(厚生年金は昭和56年～58年頃、国民年金は昭和58年～60年頃と記憶しています)が不十分であった。 ②としては、労働保険の資格喪失年月日と厚生年金の資格喪失年月日と混同して届出してたり、また、正確な資格取得日(就職日)や月額変更年月日を届けていない。年金手帳を事業所が預かっていたことから、新しい番号を取得したり、退職時に返還していなかったりしていたことが上げられると思います。 ③としては職歴を隠すために就職するたびに年金番号の払出を受けていたこと、また、国民年金については市区町村への届出であったことから、国民年金と国民健康保険の届出をする窓口が同じであったところが多かったことから、国民健康保険の手続きと保険料の納付に関する記憶が混同している場合が多かったものと思われる。	自分自身では手作業者や手処理についてはケアレスミスがおきやすいことから注意やチェックを欠かさないよう努力してきた。 手作業の場合は短時間に大量の処理や時間切れに追われることがミスを犯す元であると思うので、事務所や事務センターにおける入力をいかに減らすかがこの問題を解決する鍵であると思います。 また、結果通知、告知書やそのたの通知等についてもいかに人間の手を経ないかが、ご送付等の防止対策や効率化につながると思います。
497	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。		半年前に勤務になったため、当時の記録問題はTVを通じて知る。	上記と同様当時の詳細はわからないが、どのような事情があったにせよ、国民に迷惑をかけているのは事実であるし、現場職員の不適正な部分ももちろんあったと思うが、それ以上に制度設計、運営そのものに問題があったのではないかと考える。
498	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にございません。	年金記録問題の解決に向けて、最優先事項として対応しているが、機構へ移行後も職員をはじめOBの方にもご協力いただき、関係者一丸となって迅速かつ確実に解消していく。	・年金は国民お一人お一人の老後の生活基盤であり、現役世代がお年寄りを支えていく世代間扶養の仕組みをとっており、保険料をご負担いただいている勤労世代の国民の皆様にっ制度不信を招かないか危惧していました。 コンピュータもない戦前・戦後の時代から現在に至るまでの国民の皆様の年金記録を扱っていることの重要性と難しさを実感すると同時に、我々が解決していかねばならないと考えております。・年金記録問題の存在を知ったのは、マスコミ等で表面化した頃です。	国民の皆様お一人お一人の立場にたった対応を心がけました。 国民の皆様にとって老後の生活基盤を支えている年金を取り扱っているという責任と自覚が組織として希薄であったのでないかと感じています。
499	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	・スピード感を持って、処理に当たることは重要なことと考えます。 この観点から、これまで多角的な作業を同時に遂行してきたため、現場においては、各作業の内容を十分に把握整理できず、ただ、流れに任せているという感がぬぐえません。 今後は、これまでの作業のフォロー作業へと移行していくことになると思われますが、1つ1つを着実に消していくという考え方へ転換していくひつ異様があるのではないかと考えます。 過去の度重なる法改等が行われたごとに亀み、過去の制度又は現在殆ど適用されない制度等、古い制度に対する知識が豊富な人材については、(定年)退職後においても、何らかの形で残ってもらうなど、人的財産の確保に努めるべきだと考えます。	(恥ずかしながら)一連の報道等で明るみになるまで認識はありませんでした。	厚年の払出(逆運)に関して言えば、生年月日が丸めて処理されていたという事例がありましたが、これらについては、その殆どが昭和40年代の初期に限られていることから、社会保険庁発足後の繁忙期によるものではないかと考えます。 当時、これらの処理が遅れていることの情報が何処まで共有されていたかが原因と思いますが、万事について情報の共有化が必要と考えます。
500	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません	年金記録に整理し、整合性を持たせるためには、今まで行ってきた本来業務の時系列に沿った解決への事務処理が行われるべきです。古い記録の不明が多く事務が停滞している。 そのためカセット記録をオープンし、旧台帳記録でオンライン化できるものは登録を早急に進める必要があります。	当初は個々の事務処理誤りと考えていました。しかし、年金記録問題に対応する中であまりに大量な記録誤りから、記録管理への認識の甘さによる失敗と思います。 問題を知ったのはマスコミ報道からです。	国民、被保険者に謝罪する意味から、年金記録問題に誠実に対応したいと思います。また遅まきながら年金記録など、記録を管理することの重要性を再認識しました。 現状は、外部からの批判を受け、対応にスピードを重視するあまり、処理順序を誤っています。 内部で判明していた時点で、充分な対応策をとっていればと考えます。
501	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			年金問題は、被保険者は当然ながら、自身の記録が管理されているものという認識を持ちながら実際には、記録が洩れていたこと(加入期間に反映されていない)に対して非常に強い憤りを含めた不信感並びに不安感を国民全体に与えたものであり、生活に直結する問題であるため非常に大きな問題であると考えております。 このような問題となることを認識した時期については、被保険者記録(オンラインに収録されている記録)に関わる業務をし始めた頃(10数年前)からだと思います。	私自身としましては、記録の不備等(オンライン記録の欠如)が判明したものについては、記録のもれ等が無いように携わってきたものについては全て整備してきたつもりでおります。 この問題は、「手作業による台帳等への登載における確認不足(担当者任せ)」および「確実なオンラインへの収録ができなかったこと(収録エラー等が確実に補正しきれなかったこと)」が主な要因であり、これからも当然ですが、正確なオンラインデータへの登録がまず第一にしなければならないと考えております。 記録の改ざん問題等にあたっては、職員の意識も当然ながら決裁者がしっかり管理を行っていれば発生しなかったことだと思います。 基本的に、内部の業務をしっかりしておくことで、記録漏れ等があったとしても事業主の届出もれとなりますので、全事業所(被保険者)への確実な調査を行える体制を整え1件1件確実に実施していくことで解消されると思います。 また、マスコミ等より、職員の怠慢等が言われておりますが、その当時より携わる職員が不足していたことも要因の一つとも考えられます。(4月や賞与支払月や算定基礎届出時には一時に膨大な書類を処理しなければならない状況だったかと思います。) いずれにしても、管理全般がうまくいかず、現場の状況が把握されていなかったことが要因であり、まずは、しっかりした管理体制を整えてしっかり事業を進めていくべきと考えております。
502	地方庁	その他(社会保険事務局)	新聞報道等以外ではありません。	国民の生活に直結する重大な問題として、4年間という期間内において全職員を挙げて集中して取り組む以外にはないと考えます。 しかし件数が膨大であるため、結果をすぐに出すことは難しいため、調査過程・方法を逐次公表しながら、進捗状況を国民の皆様に示すことが必要と考えます。	年金制度に対する国民の皆様の信頼を大きく損ねることとなってしまい、信頼を回復するためにも私たちが最優先事項として取り組まねばならない問題として認識しておりました。 免除問題や5000万件の記録の問題については、新聞報道等にて知りました。	自身の出来うる限り各事務所への応援への参加や積極的に電話対応を行いました。 総務課に在籍していることもあり、間接的に事務所や職員への業務軽減となるよう努めてきました。 これまで庶務、総務業務に携わってきたため、相談に対応するにあたり経験や知識の不足がど
503	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に知りません。	一件、一件の時間がかかっても丁寧に対処する。	こんなにたくさんあるとは思いませんでした。 新聞、週刊誌等の報道により知りました。	一件、一件丁寧に対応しました。 基礎年金を導入したときの政策がもっとしっかりした対応がとれていればここまで混乱しなかったと思います。
504	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			老後の所得保障に影響する大きな問題だと感じた。3～4年前	基礎年金番号が導入された時点で未統合部分がかなり発生すると思っていたが、裁定請求時に確認はできるのでそんなにリスクはないと思っていた。 国民年金の台帳の記録処理について、チェックがルーズでダブルチェックなどの対応は必要で
505	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		国民年金の古い記録については、現在実施している特殊台帳の洗い直しで整理ができると考える。オンライン後の記録については職員による不法な行為 による納付記録の追加処理さえなければ問題はないと思う。 厚生年金保険の記録について、期間の漏れについては今回の特別便の送付による照会で対応できると考えるが、標準報酬月額については、等級の大幅な変更記録は把握できるものの、整合性の確認は、1事業所における従業員報酬変更の割合と当時の事業所の滞納実績を確認できれば、整理しやすいのではと思います。	基礎年金番号制度以前の記録については、年金受給相談をしているときに1人で何冊もの年金手帳を交付されていた人もあり、確認に苦労した記憶があり、本人の記憶だよりである。 事業所に就職する際に会社をいくつも転職していると就職しにくいため、職歴を隠していたケースも多く会社も過去の職歴についても履歴書に記載されていない部分は確認できないため、記録はあっても年金に反映できないものがあることは認識していたが、作為的な報酬操作の存在は知らなかった。今回の報道で知った。	年金相談時での、年金加入記録の空白期間などの職歴確認と記録が判明した場合の年金への反映(当時5年)されることの説明を相談者にしてきた。 この問題については、厚生年金保険と国民年金手帳が当時異なり、また厚生年金保険の手帳が何冊も交付できる体制に問題があったと考える。 ただ、当時すべての国民に1つの年金番号とすることが政治的に困難な情勢であったことはある程度理解している。 今の作業については、受給者・被保険者に対し、一斉に対応したことについては、窓口の混乱と職員の人員不足を招き、受給者、50歳以上、40歳以上など段階的な解消計画を示し、実施した方が今受給している方への年金への反映も早くスムーズにできたのではと思う。
506	地方庁	その他(社会保険事務所)		現行どおりでよい。確実に前進していると思われる。 ただし、第三者委員会案件については、納付記録がある人と、記録がない人と整合性があるように取り扱わなければならない。 ごね得はよくない。	社会保険庁の問題解決能力と指導力の低さと放置体質。(本庁、地方庁全体) 残念ながら、平成18年春報道で知りました。	本庁の指示通りに業務を行うことだけでした。また、面談、電話対応する際には、まずお客様の話をすべて聞くことからはじめ、話し終えてから本題に入るように心がけていました。話を途中で遮って事務的に進めると帰って時間もかかり、何度も来所(電話)されることに繋がります。 はじめの対応がすべてと考えていました。 指示がよく変わることも問題解決への障害となり、指示通知の差し替えの多さにも、かなり混乱させられました。業務センターに支援で出張しましたが、毎週メンバーが変わるのに打ち合わせ(情報の共有)をしないことにかなり驚きました。「情報の共有が重要です。」

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
507	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にございません。	ご本人の記憶による調査には限界があるため、現行どおり今後は未統合記録の突合調査が主になるものと考えています。	厚生年金適用担当課へ配属されたとき(平成14年ごろ)に未統合記録等が多々あることを知りました。 当時は裁定請求時に本人の記録は確認が取れるものと考えていました。 標準報酬の不遡及の遡及訂正問題についてはメディアでの報道ではじめて知りました。 当時も今も年金制度が崩壊するような大問題だと認識しています。	ご本人の記憶に頼った調査には限界があり、未統合はやむなしといった風潮があったものと思います。責任感の欠如について深く反省するべき点だと考えます。
508	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
509	地方庁	その他(社会保険事務所)			社会保険庁として一人一人が誠実に解決していかなければならない問題と考えていた。具体的に問題が存在することを知ったのは、テレビ等で放送されてからだと記憶しています。	年金問題の窓口対応では、率先して窓口に出るよう心がけていた。反省点は資料が大量であったため、事前にすべてには目を通すことができなかった。
510	地方庁	社会保険事務所課長級以上	旧台帳カセットがオープンしていないのは、この設問に対する解答となるでしょうか？個人的には、旧台帳カセット全件、既にオープンしてしかるべきと考えていました。	カセットをオープンすれば済むことだと思いますが、既に進行している？のでしょうか？	大変な問題だと一連の新聞報道で認識した。	本来の持ち主に全記録が結びつくことを願い、できることは努力したつもり。 もっと早く、本人に加入記録を通知するシステムを作るべきだった。
511	地方庁	その他(社会保険事務所)	外国人の方の年金制度の資格取得にアルファベットではなく、日本語のカタカナに直して手続きするため、外国人の方の未統合年金番号が存在する。アルファベット等外国言語に対応するように、現在の社会保険オンラインシステムを改善する必要がある。	未統合記録について、結婚前の旧姓記録がまだ多数存在するため、旧姓記録との突合作業を重点的にすすめるべきだと考える。	問題を知ったのは、平成19年頃。いわゆる、世間で騒がれ始めたくらい。	提起問題の発生時、年金業務の現場に就いていなかったため、自分の知識があまりにも不足していたことが第一の反省点である。それで、自分なりの対応策をかんがえることができなかった。その後、ねんきん特別便等で過去の記録を調査していくうちに、社会保険庁としての記録の管理体制、オンラインシステムの不整備で、調査の効率化がなかなか見こめなかった。現在でも、オンライン化されていない過去の記録が存在し、オンライン調査が未だ十分にできる体制ではないので、早急に改善が求められる。
512	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		旧台帳・旧々台帳の記号の整理。	年金相談を担当するようになってから。	請求・記録照会の相談時には、詳しく職歴等を聴取した。原票・名簿の進達時の切り替え(管理)が出来ていなかった。
513	地方庁	社会保険事務所長	特になし。	今進めている施策、今後予定している施策を着実に実施していくことが解決に向けての早道である。	年金裁定請求のときに、確認することによって解決する者と認識していた。私が社会保険事務所に就職した35年前当時は、紙原票で記録の管理を行っており、資格を喪失すると原票の上部の記録記載部分を業務センターに進達し、パンチャーが記録の入力を行っていた。その際今のようにベリファイ(2度内による確認)入力はされていなかったのではないか。事業所からの資格取得届においても、振り仮名の欄はなかったと記憶している。振り仮名を記載するようになっても、事業所の事務担当者の思い込みで振り仮名を振っていることもあり、年金手帳も事業所を変わるたびに、新規で作成していることも珍しくない時代であった。また、本人が生年月日を変えたり、氏名を変えたりすることも自由にできたので今日の記録問題が発生しても不思議ではない。	年金記録については、先輩たちも決して疎かにしていたとは思っていない。その時々(時代)のもっとも良い方法で記録管理していたものと思っている。現在の記録管理方法と以前の方法を比べれば確かに問題はあると思うが、その時代にあった方法で行っていたのではないか。しかし、資格取得時に戸籍謄本等を添付させ、氏名・生年月日を確認し、原票に記載していれば、結びつかない記録は大幅に減少していたと思われる。年齢を偽って働いたり、氏名を変えて働いたりした人も珍しくない時代で、年金のことは先のことと理解が乏しい時代背景もあるのではないか。
514	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	私は、世間一般に知られている問題以外知りません。	本人の申立による調査しか出来ないと思います。 ただ、本人の申立だけで認めることに対しては、疑問が残ります。	受給者・被保険者の方に対しては、過去の出来事とは言え、申し訳ないと思います。 国会等で話題になり、知ることが出来ました。	受給者・被保険者の方の年金記録漏れが早く、特定され、年金額に跳ね返れば良いと思いました。
515	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		早期全面解決	早期基礎年金番号への統合。	機会があることに統合への届出処理の指導。 期保険者への広報PRが、やや不足していたように感じる。
516	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	正規職員の増加	根本は、三previous庁が問題。連携がなさすぎる。	事務局に伝えるしかない。 本庁等の対応が、後手後手になっている。
517	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題を知ったのは、新規採用者研修を終えた頃(平成19年5月)です。早急に解決し、皆様に安心していただけるようにしなければならないと思いました。	電話応対や窓口の応援にでることで、お客様に応対させていただきました。 ねんきん特別便を開始してからも、旧台帳、共済記録、漢字カナ、住基ネットとの突合など、各種の書類が発送されており、お客様からは「わかりづらい」「以前回答したはずだ」というご意見を多くいただきました。ねんきん特別便を送付することで早急に対処したとはいえますが、もう少し記録の整備等をしてから開始したほうが良かったのではないかと思います。
518	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません		平成20年8月より社会保険事務所に勤務し、現在育休職員の代替ですが、平成20年8月以前から年金問題が騒がれている事は報道等で知っていましたが、一部の方々の事だと思っていました。 また、まだ年金を受給していない被保険者の方が、基礎年金番号に今までの記録が統合されていない事だと思っていました。 しかし現場で、大量の再裁定の受付を見てびっくりしました。 正直、なぜ受給権発生の時点で分からなかったのかと・・・	当時の記録管理がどの様に行われていたのかは全くわかりませんので、正直何が問題かわかりません。 せっかく年金手帳というものがありますが、基礎年金番号だけを証明するだけで何の役にもなっていない様に感じます。 当時は特に、パソコンなどない時代ですから年金手帳の有効活用が必要だったのではないでしょうか？ 現在でも、年金手帳の存在すら知らない若者が多いと思います。もっと手帳が大事な物になるような活用方法が必要だと思います。
519	地方庁	その他(社会保険事務所)			あってはならない問題で恥ずべき問題と認識しています。知ったのは、入社してからです。	法令遵守の認識が欠けていたと思う。これからは念頭において事務処理を行っていきたい。
520	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	全件の徹底調査が原則であると考えますが、その全容があまりにも膨大かつ複雑であると思われますので、現実的な選択として、ある程度のところで政治判断して収拾していただく必要もあるのではないかと考えます。	平成19年の5、6月頃だったと思いますが、マスコミ報道を通じてはじめて知りました。それまでは、このような大きな問題があるとの認識はありませんでした。	マスコミ報道に呼応して、急激かつ大量に増加するお客様対応と業務処理を前にして、考える間もなく指示されるまま、必死に与えられた業務を行ってきました。 この問題は、過去からの長い積み重ねの結果としてあるのですから、反省点は、問題の先送りや隠蔽を続け、その時々に解決してこなかったことだと考えます。
521	地方庁	地方社会保険事務局長	特に、ありません。	現在進めている対応策を、ひとつひとつ粘り強くやるしか、方法はないと思います。	年金制度に、大変重要な年金記録が、宙に浮いた状態でたくさん存在していることに気きました。できるだけはやく一人ひとりの大切な記録をさがしだし、基礎年金番号につなげていく必要があると思いましたた。この問題が存在することをしったのは、平成19年ごろです。	社会保険庁としての年金記録問題解決のために、実施されたさまざまな対応策に積極的に取り組みました。年金記録問題の電話相談の対応や年金定期便の回答後のフォローアップなど、実施体制を整備しながら対応しました。 現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるかについては、その時代その時代に課題としてさまざまな年金制度の改正や新しい事務処理方式などをとりいれ、それらの運用にたずさわってきているが、現在なら、効率的にできることであっても、当時は、大変な苦労を重ねて実施していたことを思えば、十分な体制と時間的な余裕がなかったことに起因しているのではないだろうかと思います。たとえば、手書きの旧字体でなおかつ草書体で書かれている文字は、旧字体、草書体の知らない戦後生まれの私たちには、大変解読するには、難しいものです。届書から、台帳など紙に書かれている文字の転記作業や入力作業は、その件数、その経過年数などからみると膨大な数量であり、一つ一つ正確にやろうとしても、すくなからず必ずミスが発生します。現在なら、予算が認められて体制を整えてできていますが、当時は、正確にやるための十分な体制や予算が認められなかったと考える。しかし、小さなミスが積もり積もって、将来においてこのように大問題化することを当時においても、容易に想像することは、可能だったのではないか。このようなことに関しての、問題点として議論して対策を打つような、個々の事務処理から何が将来大きな問題となるのをを見つける真摯な態度が足りなかったのかもしれない。
522	地方庁	その他(社会保険事務局)		一件づつ着実確実に処理をすることだと思います。	問題を初めて知ったのはマスコミで取り上げられてからで重大な問題と認識しました。	これまでと同様に1件づつ更に着実・確実な処理をするように対応しました。年金記録問題は長期間にわたる不確実な処理の積み重ねが原因と思われますので解決には確実な処理が求められると思います。
523	地方庁	その他(社会保険事務局)		時間がかかると思うが、一件一件正確に記録の解明をして整備していくしかないのでは。	大変重大な問題で本来あってはならないことであると認識している。 マスコミ等で大きく報道され始めた頃にこの問題を知った。	自分ができること、やれることであれば、積極的に処理に携わった。今後もそのように対応していきたい。 反省点は、組織のガバナンスの欠如。
524	地方庁	その他(社会保険事務所)	別になし。	人、金、物をつぎ込んで、解決できる。	別に、重要な問題とは、思わなかった。入社して、1年くらい。	何もしなかった。金のかかる仕事は、偉い人が考えるべき。
525	地方庁	その他(社会保険事務所)		解決できる問題なのかどうか分からない。	年金給付課で裁定請求書を受付するようになったときに知った。 本人にきちんと記録を確認して、裁定していたので、宙に浮いている番号がそんなにあるとは思ってなかった。TVの報道で知った。	1人にいくつもの番号を払い出していたことが、反省点だと思う。同じ番号で加入していれば、こんなにも宙に浮くことはなかったはず。また、裁定請求時にもう少しきちんと記録を確認していればよかったと思う。
526	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	大幅な人員増と充分な予算をかけて対応することが必要、休日出勤や残業での対応は職員を疲弊させ、間違いも多くなり、組織としてはマイナスであると思います。	平成6年ごろに期間照会業務を担当していて、未統合の記録やきちんと整備されていない記録が多数あることは認識していました。	当時はお客様からの期間照会や年金の請求があってから整備するものと教えられていたので、特に対応する必要はないと考えていましたし全国的に何件あるかなどは想像もしていませんでした。職員一人一人、また組織として年金記録の整備についての認識が大変甘かったと思いま
527	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		大変信じがたい問題だと思った。在籍前。	信頼回復に努めようと努力した。
528	地方庁	その他(社会保険事務所)			2年ぐらい前から言われ始めて知った。 記録がこんなにずさんに管理されているとは、職員なのに知らなかった。	まずは記録を誰のものか特定させないといけないと思う。時間はかかるが。 反省点は、年金受給の手続きをしてもらう時に、もっと記録の確認をすべきだったと思う。
529	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特記なし	政治と密接に関係があり、適切な方策は事務的解決には限界がある。 かといって、仮に政治的な解決が図られたとしても、年金制度の信頼回復にはならないと思う。 年金記録管理の経過(歴史)原点の説明が不足しており、過去の政治のつけでもある。 フルペンション納付した被保険者とのバランスを考慮しなければならず、過去の未納分の解決策についてそれが、後世に禍根、汚点をならないように願いたい。 方策は政治決着で。	平成9年の基礎番施行にあたり、以後、年番との統合について100%近く行ってきた。 戦後の雛歴まで聞いて、一人ひとり複数の年番を時間かけて索引することは、物理的に不可能であった。 当時は期間照会書の提出指導をしながら、基礎番との統合を行い、最終的には、本人の裁定請求の段階で整理することができるのではないかとの認識。	問題意識の対応ではなく、現場は本庁の指示の下で行ってきた。統合できない番号が存在増加することは危惧していた。 国民視点の意識の欠落(当時の公務員全体を含め)と当時のコンピュータ能力の更新(予算手立て？)基礎番施行時の統合PR不足、国民の年金制度への関心が不足(広報不足？)などが考えられます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
530	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		年金記録問題以外に年金制度を世間に対して、もっと大々的に広報やPRが必要と考えます。	認識していなかった。平成19年5月頃に初めて知った。	お客様に対して丁寧に説明して理解を得ようと対応した。反省点としては、基礎年金番号制度ができた、平成9年の時にもっと大々的に広報するべきだったと考えます。
531	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金給付課在籍時、年金記録の収録状況があまりにもひどいことに気付き、いづれか大きな問題に発展するのではないかという予測はしていた。	裁定請求書を確認の上、記録補正、統合処理、裁定処理、完結の手順で処理をすすめてきたが、窓口の聞き取りですべて判明しているものとして、更なる調査等は行わなかった。その当時は裁定センター、電話センターがなく、3ヶ月分くらい書類が滞留しており、処理を早く終わらせることで精一杯だったせいもあるかもしれない。
532	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	年金記録問題を解明する組織(相談窓口も含む)を年金事務所とは別に設置すること。 過去の記録判明を優先することも重要ですが、過去の年金記録で窓口等に 相談に来られるお客様は相談時間も長くなることから、一般の年金請求のお客様と分けて相談できる体制が必要と思われます。	年金記録については、年金保険の被保険者の方がご自身の年金を請求する時点で、社会保険事務所の窓口で過去の年金記録等を確認し、複数の年金手番がある方も請求時点で記録統合して裁定請求をするものと思っていました。 年金受給者の多くの方に未統合の年金記録があることは、「消えた年金」等がマスコミで騒ぎになった頃初めて知ったと思います。	ねんきん特別便について全所で対応しましたが、職員等の数が足りず長時間お待たせするなどお客様にご不便、ご不満をかけたことが反省すべき点だと思います。
533	地方庁	その他(社会保険事務所)	旧台帳記録(カセット記録)のWM未収録。	WMへの早期収録。	年金裁定請求時の確認もれ、記録不備、旧台帳の膨大な量、基礎年金番号導入時の対応不備などのさまざまな事情が重なった問題と認識。また、裁定請求時の記録確認の徹底以外に記録もれを意識する機会はなかったといえるのではないか。さらに、記録確認の基本が本人から言われるまで動かないし動けない意識であったといえる。記録を確認していると収録誤りが多々見受けられる。また一番記録統合の遅れを招いたのは、WMに収録されていない旧台帳記録などが存在することにより基礎年金番号導入しても旧台帳関係はまったく触れていなかったのではないか。 採用当時から記録誤りなどは時々あったが、大きなポイントは基礎年金番号導入時と年金給付課配属時に問題意識が出てきた。	しかしながら、声を上げて問題提起を唱えることはなかった。意識レベルとしては単なる入力誤り、旧台帳は照会しないとわからないといった程度で考えていた。やはり基礎年金番号導入時に徹底して記録確認を行うべきではなかったか。
534	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし。	わかりません。	マスコミ等で騒がれるようになってから。	フォローアップ調査や記録問題の電話調査等において係を超えて対応してきた。 国民年金においては、市町村と社保における記録の二重管理に問題があったと思われます。 厚生年金においては、資格取得時、本人からの虚偽の申請、及び担当者の 生年月日等の誤りが無いよう、将来的には住民基本台帳の番号等を利用する等の工夫が必要。
535	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	教示することは見つからない。	「問題解決に向けてどう方策を取れば良いと考えているか」に対する返答は、正直図惑うところです。まずは、本庁での解決策を示し、それに対しどう考えるか。あるいは別の方策があればその考えを‥と求めるべきではないのか。 特別便、定期便、受給者への報酬のお知らせ等やつき早に国民に送付していますが、まずは、未統合記録5，095万件を整理すべきだと思う。フォローアップに困難を極めているが、この記録を解決して国民に公表するのが最優先と考える。また、再裁定処理も早期に処理すべきである。 年金記録問題解決のため、全てを同時並行で進めること、早期にやろうとすることに疑問がある。	採用当時は健康保険証を早期に交付するよう上司から指示され、生年月日から厚生年金の手番が重複になるだろうとは理解していたが、年金は先のことだから保険証の交付を優先しろ、受給権発生時に整理すれば問題はないと言われていた。突く考えず組織に流された。時代背景からも将来の年金よりも目先の現金収入と考える国民が多数であった気がする。この年齢になり反省しきりである。 不適正な免除処理問題、職員による偽装全衰・月額報酬の遡及訂正等、一部の職員が関与したこと、倫理の欠如、あるいは記録管理の甘さ等から社会保険庁組織を廃止解体に追いやる結果となり情けない。 ただ、地方採用の職員の大半は本庁からの通知や指示を受け業務に取組んできた。オンライン導入までは、年金記録は本庁へ送達していた。この問題が起き本庁の記録管理の甘さには納	特別便で記録に相違ありと申し立てた者の記録を、土日出勤し確認する日々の連続でした。この一年は県内の記録整理の進捗管理。 事業所検索システムを早期に導入すればよかったなと‥‥。 また、我々の担当している業務は政権をも交代しかねる責任のある仕事なのだと真摯に反省。 国民の信頼なくして公務の仕事は成り立たないこと。 政治家、事業主、国民と社会保険庁職員すべて反省すべきではないかと‥
536	地方庁	その他(社会保険事務所)	口座振替ができなかった場合翌月に再度振替をすることになるが、付加保険料の納付申出をしている場合は付加保険料込みで引き落としがされる。また、現年度の納付期限経過後の付加保険料に関してはリストから手作業で付加部分のみを還付することになるが、納付期限経過後の付加納付者でもリストに載ってこないことがある。	人数と金と時間をかけるしかない。 数十年にわたって放置されていた問題をそう簡単に解決できるはずがない。 不公平感を出さないためにも、安直な解決法をとるべきではないと考える。	・年金記録問題をどのような問題と認識していたか。 長年にわたる社会保険庁という組織の欠点が浮かび上がった。 申請主義に基づいた被保険者視点の欠如が招いた問題。 ・問題を知ったのはいつか。 本人からの申立により過去の年金記録が統合されるというシステムを知ったのは平成18年度の中頃だったと思う。	上からの指示に従った。 まったくひどいものだった。 反省点としては、問題発覚時に早急に残存資料の電子化をすべきであった。 縦覧を一件ずつ人の目でやるなど非効率的なことこの上ない。 間に合わせの対応のため、ずいぶんと時間を無駄に使ったように思われる。
537	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	対応人員を増やす。	整備されていない記録がこんなにあるのか驚きだった。	申請に基づき、統台帳等一つずつ調べ整備した。年金請求の際に記録を整備するのではなく、もっと前から、個人ごとの記録を確認する必要があった。
538	地方庁	その他(社会保険事務所)				
539	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません	ありません	制度・システム上起こるべくして起こったもの。	末端の職員が解決・是正できるような問題ではありません。 対外的には大変ご迷惑をおかける意識は多分にありますが、反省すべきなのは当時の幹部の方々ではないでしょうか？
540	地方庁	社会保険事務所課長級以上			国民年金の旧台帳(紙台帳)のマイクロ化について、それまで未納がなかった被保険者を対象としていなかったことで、平成12年当時	当時本庁から予算範囲ということで全体は無理であったようなことを聞き仕方ないと思った。
541	地方庁	その他(社会保険事務局)	私たちの世代では、昭和時代の年金番号付番等は全く認識しておらず、逆にどうしてこのような形となったか知りたいものです。 当時としては最善の方法であったのかもしれませんが、現若手職員にとっては苦痛でしかないと思われます。質問の回答にはなっておりませんが、その当時の職員へアンケート範囲を広げて実施するべきです。	既に死亡している者、また偽名や虚偽の生年月日の申請をしていた者については、最後の1人まで探し出すことは不可能ですし、またフォローアップの調査時にも感じたのですが、こちらでは本人であろうと思っていても、本人が拒否をしたり又、配偶者などが「絶対ありえない」等と回答が返ってくる。こうした問題等を解決する方策は、自分自身考えられない。	それこそ報道がなされて知ったくらいです。また、年金記録問題を取り上げられたとき、「消えた年金」等の報道が先行し、自分の記録が消えたと思われた方が多くいらっしゃいました。そういう時は、断固として報道規制をするべきであり、政治の道具に使われるようなことがあってはなりません。 政治家は保身のための一つの武器かもしれませんが、私たち現場にとっては、お客様と直に話をし、罵倒され、世間体も気にしだし、1人間として扱いを受けられなくなる状況にまできています。 このようなことが、いつまで続くのか。逆に私たちが聞きたいくらいです。	お客様に親切に納得していただくまで根気強く説明するほかありませんでした。多くは、「たったそんなことか」とか「年金記録が消えたわけじゃないとね」とかの返答でした。 しかし、本人と限定できない記録はまだ多数あり、これを限界まで探し出す以外はないと思います。 また、厚年記録の報酬改ざんについては、申立人の当時の状況や納付状況を、もっと慎重に審議し結論を出すべきだと思います。 私自身、事務所の徴収課で勤務しておりましたが、滞納事業所の代表者は保険料が払えないので、どうにかして欲しい。厚生年金を脱退させて欲しい。等多く聞いてきました。それでも、滞納者に対しては不可能である旨伝え、そのまま財産を差し押さえることをおこなってきており、そうされてきた代表者が反旗を翻してきた形も多くあるのではないでしょうか。 (8)にも記載しましたが、年金記録問題は、政治の道具で使われるものではありませんし、報道についても正しく伝えることを考えていくべきだと思います。 最後に、今回のアンケートとしての回答では不十分だとは思いますが、平成になって採用された人間としては何が何やらで、ここ数年過ごしてきております。職場の同僚、先並、後並が次々退職し、病休になり、自分の係では数年前まで4から5人で行っていた仕事を、現在1人でせざるを得ない状況です。職場環境の整備についても行っていかないと、次々に解決するまで時間がか
542	地方庁	その他(社会保険事務所)		一件一件丁寧にかつ迅速に最優先課題として取り組むほかないと思います。	平成6年に入庁し、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入される以前より(健保厚年適用課に配属された平成7年4月頃より)、一人の被保険者が多数の手帳記号番号を保有していることは認識していました。しかしながら、氏名、生年月日、職歴等による検索ですぐに他手番が発見されるものと思い、重要視していない面があったと思います。	当時は年金請求時に統合すればよいとの認識があり、お客様には年金手帳及び厚生年金被保険者証を紛失しないように注意喚起するにとどまっていました。 基礎年金番号導入時にも他手番があると回答されなかった方があまりにも多いながらも、氏名索引にてすぐに発見されるとの思い込みがあったものと思います。 まず、コンピューター導入時にしっかり手番を確認する必要があったと思いますし、基礎年金番号導入時にはさらにその必要があったと考えます。 根底には年金請求時に統合すればよいという考え方があり、もっとも反省すべき点であったと考えます。
543	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません。	年金記録問題にかかわらず、『年金』をもう少しわかりやすく、かつ、広報に力を入れるべきじゃないかなと思います。	臨時的任用職員として勤務させていただいた約2年前くらいに、社会保険庁と、一般の方の考え方等が温度差が激しいがためにおきた問題でもあるなぁとまず最初に認識しました。	年金に携わる仕事が初めてのためできることが限られていましたが、特別便の回答作成時に、先並の指示を受けながら、できる限り一般の方にもわかりやすい表現で回答するように心がけました。
544	地方庁	その他(社会保険事務所)				
545	地方庁	その他(社会保険事務所)	ない。		基礎年金番号に統合しなければならない未統合記録が存在するという問題と認識している。 知った時期について、未統合記録の存在については以前より知っていたが、年金受給者にも未統合記録が存在するという問題は今回の取り組みにおいて知った。	あらゆる機会において、未統合記録の基礎年金番号への統合に努めた。 未統合記録について裁定請求時に統合するという一部先延ばしになってしまった対応は、裁定請求の受付事務が、年金記録の確認から始まり、時間がかかるものとなっており、国民へのサービス面で反省すべき点と思います。
546	地方庁	社会保険事務所課長級以上			基礎年金番号制度を導入する以前から、制度毎で重複する手帳番号を持っていた被保険者等はたくさんいた。このことを解消せずに基礎年金番号制度の導入をした場合、未統合の年金記録がもっと増加することはわかっていたこと。基礎年金番号制度導入直前、自県ではテレビやラジオの情報番組等を活用して何度かPRに努めたが、それにも限界があったことは明白である。	年金記録問題で来訪の被保険者等一人ひとりに対して、未統合の理由を制度上の問題及び事務処理(手作業から機械処理等)の変化などを含めて説明してきたつもりである。 社会保険庁(国)としては、年金記録問題が噴出した時からでも、これらの理由を根気よく繰り返し説明するべきであったと思う。そうすれば、少しはこの問題に対する理解が得られたのではないかと感じている。
547	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にないと思う		いわゆる宙にういた年金記録の統合及びオンラインシステム上の記録と台帳記録との不整合の訂正 記録問題が起きる以前から	紙台帳からオンライン記録への移行がうまくいっていないのは記録を見れば判っていたので、台帳との突合を行っていた。また厚生年金は氏名検索等を行い、請求者等に聞き取りを行っていた。 オンラインシステムへの移行の際にすべての記録が検索できると思っていたがそうではなかったことと、紙台帳からの移行の際に記録不備が多かったこと。 また、現時点で見れば記録整備が膨大すぎて、人員不足から整備が遅れていること。もう少し組
548	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。			

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
549	地方庁	社会保険事務所課長級以上		国民年金の立場で言えば、機械化後の年金番号払出日をWMで確認できるようにしてほしい。払出簿がない時期は、届出時には時効で払えなかったとか、免除はできなかったとかの回答が出しにくい。	年金裁定手続きに来たお客様に他にも勤めていたと言われた場合。その場で見つけられず不便だと思っていた。反対にヒントを言っても思い出せない場合、統合する訳にもいかずで困った。 存在する事を感じたのは、年金相談をするようになってから(15年前)	その当時は、期間調査の申出書を出してもらった。 厚生年金に関しては、氏名登録、カセットから出す、の処理をもっと前にやっておいてほしかった。
550	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません。	○年金とくべつ便・定期便が未着の被保険者の方について、確実なフォローアップを図り、まず、ご自身の年金記録を確認していただくことです。	○被保険者の得喪、報酬の間違い等はあってはならない問題と認識します。 ○平成18年、年金記録問題がクローズアップされた頃です。	○年金とくべつ便・定期便によりご自身の年金記録を確認していただき、 疑問点や確認事項の照会について親切・丁寧に対応することです。 ○昭和30年以前は、年金給付まではいたらないので、被保険者の年金記録を安易に考えて業務にあたっていたのではないのか。手管理から ら機械管理移行時については被保険者記録の重大性の認識、また、 業務処理の重複チェックに欠けていたのではないのか。
551	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	存じません。	調査に当たる専門知識を持った職員の流出を抑える。 今回の記録問題によって、ご本人の責任でない理由(別人記録の混入、厚年基金記録の漏れ等)により、現在受給中の年金に減額等が生じる方には返納の減免等の措置を講じる。	長い歴史を有するがゆえに起こった問題だと考えます。 基礎年金番号導入後、統合作業の進捗状況が芳しくないことは知っていましたが、年金手帳さえ本人が保管していれば、最終年金請求時には統合)されるはずなので、大問題となるような事象ではないと思っていました。ただ、年金記録問題として報道されるまで、あれほど多くオンラインに収録されていない記録があるとは全く知りませんでした。	(対応してきたこと) 窓口等で未統合手番であることが判明したときは、ご本人に説明のうえ、その都度統合処理をしていました。また、窓口でのお客様との会話の中で加入記録のことについて尋ねられたときは、記録を示し、もれている期間があればその場で氏名索引をし、それでも見つからないような場合は期間照会をしていただくよう誘導していました。年金裁定業務に携わっているときは、必ず氏名索引(名寄せ)を行い、未統合記録の発見に努め、その解消を図りました。 (反省点) 過去において年金制度を国民に浸透させる努力が組織として足りなかったのではと考えます。基本的に届出制度を採る以上、国民一人ひとりが認識して行動してもらう必要があるにもかかわらず、浸透していないことをいいことに、さらに制度を複雑にし、また都合が悪いことは公表しなかったことは問題だと考えます。
552	地方庁	その他(社会保険事務所)	第3号特例期間の届出漏れ	健康保険被扶養者情報との突合せを行い、未届出者の救済を行う。	紙台帳からコンピュータ記録に移行する際の入力誤り、また年金記録に係る事務処理において重要である認識が薄かったことにより発生したものであるとの認識している。 平成9年1月の基礎年金番号付番時において、国民の方に手番調査回答ハガキを送付したとき、手番統合事務が大量であると感じていた。	個人個人の年金記録について、当人が納得いく迄で話しを聞き、適正な記録を染き、正確な年金を受けていただきたいことを念頭に、事務処理を対応しようとした。 しかしながら、年金記録に係る知識のある職員数が少なく、事務補助員のみ増員しても、判断できる職員を増加させなくてはいけないと思う。
553	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にございません	・できることとできないことを明確にしてできることに集中して対応すべきかと思います。 ・全明細の突合はできればよいのですが、前職の経験でもあえて本名を隠し、偽名で働いたり、適用事業所にいてもあえて保険に入らなかったりという方のいるという話をきいたことがあります。最近では就職の時の本人確認なども厳格になりつつありますが、会社もそこまでしないで採用していた時代が長かったように思います。 ・会社の設立・廃業も多いので全明細の突合は無理な部分も多いようには感じます。	[redacted]既に公になっていました。 民間に勤務していたころ、毎月保険料が長年にわたり天引きされているが、どのような仕組みになっているのか疑問を感じておりました。 このことが、社会保険労務士資格を取得しようとした大きな動機であり、そのために、社会保険庁に[redacted]就職することにつながっております。 時期的には、基礎年金番号ができたころです。	・年金機構の設立に向けて業務を行っていますが、社会保険庁の経験は浅く対応等はございません。 それ以前は民間の立場でしたので、特に対応はございません。
554	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	国民に、年金制度についてわかりやすく説明することが必要。	年金記録は将来にわたって正確に管理すべきである。 平成17年頃だと思います。	休日も含め信頼回復のため年金相談等の対応を行った。現在も記録問題に取り組んでいます。
555	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知りません。	外部着信電話の完全全面委託により(年金ダイアルのように他の課の電話も)、職員による人海戦術で解決。	期間調査担当時の手番の多さ、WMの氏名の無記入データ。	当時は期間調査を受け付けた時点で統合などが別での届出で再度の提出になっていたが、返信用の封筒と届出用紙を同封して回答書を送った。 機械化データ移行時の確認不足。度重なる制度の改正による制度の不明瞭。
556	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。		特に問題としての認識はマスコミ報道等あるまでありませんでした。	過去の実勤により、年金給付課を経験しているものが多い事務所は、比較的全所体制により乗り越えられたと思います。 今後、年金給付の勉強会を随時行っていければよいと思います。
557	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	問い合わせや照会に、一つ一つ丁寧に対応する。	当初は手番等が基礎年金番号に一本化されていないことだと思いました。 その後、報道等で記録そのものに問題があったりすることがあることを知りました。	今まで通り、一つ一つ丁寧に対応していくしかないと思いました。 問題に取り組んでいく中で、過去に法律等が改正されるごとに様々な事務処理が行われましたが、その処理がもう少し丁寧にされていれば‥と感じました。
558	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	1件1件地道に解決していくしかないと思います。中途半端にすれば問題は解決しません。人員を増やして早急に対応すべきと考えます。	私が採用された当時から、一人で複数の手番を持っている者がいることが分かり、厚生年金では住所も管理されていないため特定が困難であった。 法律、通知上住所管理することとはされていなかったため仕方のないことだと考えていた。 平成17年に給付を担当した際、厚年の標準報酬が誤ってWM収録されていた者について、時効特例法もなかったため、本庁に照会するも5年以上は遡及支払はできないとなった事例があり、当庁の不手際についても救済できないことが不満であった。	現在は基礎年金番号により、住所、配偶者情報等本人を特定する要素があり、とても改善されていると思う。 時効特例法も受給者の立場にたった法であると感じている。 事業所や被保険者に対して制度周知が徹底されていなかったのではないかと考える。事業所から年金手帳が本人に渡されていなかったり、本人も加入の事実を知らなかったり。 記録問題によりそのような問題が解決に向かっているのではないでしょうか。 これからも大変だと思いますが、解決に向けてがんばっていきましょう。
559	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。			
560	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	序も事務所に押し付けるだけでなく、もう少し誠意のある態度を見せてほしい。また、第三者委員会を担当していますが、事業所の届出もれがほとんどです。 それらの間違いも事務所のせいと言われるのは府に落ちません。 私たちは、一生懸命記録問題の解決に向けて毎日調査しております。 簡単に記録に対して申立をした人の主張を認めるということではなく、しっかりと原因を見極めたいです。	庶務が長かったので最近知りました。	ひとつひとつ調査をして整理していかなければならない。 テレビで言われているように安易に認めるようであれば、問題の解決にはならない。
561	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	①旧法時代は、国民年金・厚生年金が別々で決定されていたために、記録のダブりについてきちんと整備されていませんでした。 新たに、記録が判明した場合、記録を統合して再裁定を行わなくてはなりません。そこで、記録重複が判明した場合、国民年金が遡付になり、場合によっては「老齢」から「通老」になってしまう場合があります。 これは、明らかに社会保険庁の瑕疵ですが、それでも返納をさせています。 おかしくないですか‥ ②旧厚生年金老齢を再裁定をおこなう場合、過去に配偶者がいた場合に、死亡した配偶者まで基礎年金番号を登録しないといけません、もうすでに死亡してしまっている配偶者等は、なんらかの方法で番号を探るべきではないでしょうか‥‥ ③平成7年4月以前の退職改定については、本人が届出しないと改定がされないですが、一般の方々が知る余地はないと思います。 会社が届け出れば、それにより終了だと思っていると思います。 何も通知をしていなかった社会保険庁、しかし、退職改定等は5年で時効になってしまい、時効分は支払いをしてくれません。 こういう制度的なものこそ、時効を取り払うべきだと思います。 ④まだ、いまだにカセット記録として開いていないものが大量にあります。 ほかにもたくさんありますが、かききれません。	①については既得権の保証 ②についてはシステムの改善 ③については時効特例の対象 ④については「カセット記録」の解除	過去のOBたちの手抜き処理 業務センターの手抜き処理	お客様には謝り、早急に対応
562	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません	年金記録経験のある人物を集めて一つ一つ解明していくしかないと思います。	過去の負の遺産だと感じていました。 採用されてから3年後くらいです。	私のかかわった案件はすべて解決しようとしました。 個人個人の対応ではとても追いつかない問題であり、お金と人を集中して早期に対応する必要があったと思われます。
563	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません	非常勤ではなく職員の数を増やし、流れ作業の仕事をやめて1人のお客様の専任の調査官をもうけ、最初から最後まで面倒を見るようにした方がよい。	平成9年に統合できなかった人が、記録問題の大半を占めていると思っていたが、消えた年金問題や、報酬訂正問題は報道ではじめて知った。	年金請求時や厚生年金の取得時にきちんと社保と本人と会社の確認をしなかったことと、年金手帳の記載が本人まかせだったのが悪かったと思います。
564	地方庁	その他(社会保険事務局)				
565	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	収録されていない記録について早急に入力していただき、台帳の突合が必要と思われます。	本人の請求もれや、思い出せずにいた記録又は、死亡者の記録等だと最初は思っていましたが、報道がされ事実が出てきたときに初めて収録されていない記録等があるのを知りました。	国民の皆様に対して申し訳なく思い誠切丁寧な窓口を心掛け、早急に解決できるよう調査をしましたが、現時点においても記録の収録がされていない記録がかなりあり早急にもれている記録の補正が必要と思われます。
566	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	業務センターにある旧台帳を、きちんとWMに反映させれば、少しでも記録を見つけやすいし、時間がかからないと思います。	各制度ごとに手番がふられていたので、手番の統合もれと思っていました。世間一般に知れた時に、知りました。	国民年金については、旧台帳と照らし合わせ、WMの記録と突合をし誤った記録等は、補正をしました。厚生年金については、お客様が申し出をされた記録を参考に、台帳検索を行いできる限り探しました。台帳はちゃんと存在するのに、WMにきちんと反映されていないことが反省点だと
567	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	これまで媒体等で報道されたこと以外は分かりませんが、 私たちが若いころは、市町村長が保険料を徴収し、社会保険係りへ検認報告しており、事務所としては年に一度だったでしょうか市町村からの保険料収納一覧表により、社保台帳にゴム印で消しこみをしていたが、2重3重のチェック体制が徹底されていなかったのではと思っています。	お互いが、意識を共有して、さらなるチェック体制の確立を図ることが必要だと思う。	ここ5年くらい前に記録問題について意識するようになった。	お互いがこの問題を意識し、さらには共有しながらやっていくしかないのかなと思っています。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
568	地方庁	その他(社会保険事務局)		政治は、国家プロジェクトと称し、2年間で集中的に行い解決すると言っているが、そもそも件数が膨大な上に、総動員するほどの人員がいるわけでもないので、解決に2年という根拠はわからないが、2年と言わず、じっくり腰を据えて地道にあたるしかないと思う。問題解決に近道は存在しないことをもっと政治家に知ってほしい。	在籍後しばらくは、この問題に対する認識はあまりなかった。 そのような問題が存在することを知ったのは、テレビや新聞・雑誌等で"消えた年金"などと報道されるようになった昨年夏ぐらいから。(具体的な件数等の数字が出たのもこの頃だと思う。)	やはり、お客様である被保険者の方々と、当事者である職員との間に問題意識の差が大きいと思われるので、すべての職員がこの問題についての共通認識を持てなかったのが一番の反省点ではなかろうかと思う。(仕事している分野でそれぞれ異なるとは思うが・・・)
569	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特段ありませんが、お客様が窓口で話されることは自分の経験を踏まえた話であることから、出来るだけ詳細を聞き取り、お客様と一緒に考えるようにしています。			
570	地方庁	その他(社会保険事務局)	世間一般に知られているかどうかは分かりませんが、基礎年金番号導入以前は資格取得届時に厚生年金手帳番号を記入しない事業所が多く、社会保険事務所から照会しても、手帳番号や職歴を回答される場合はほとんど無かった。年金記録整備よりも健康保険証の早期交付を事業所・被保険者から求められた。また被保険者の偽名使用、通称名使用、年齢サバ読みも短期間加入者ほど多く、統合は困難であった。	現在においては基礎年金番号による住所管理のため改善されている。	採用当時のことしか分かりませんが、加入者の年金に対する意識が低く、行政も受動的対応しかなかったため、起こるべくして起こった問題と考える。	採用当時から新番払い出しにおける事業所照会を行なっていたし、再裁定件数が多いため問題意識をもって取り組んできた。 しかし事業所担当者はプライバシーの保護を理由に記録統合に消極的であったし、被保険者に連絡しても「忘れた」の一言で済まされた。反省点は特にないが、「裁定時に記録整備を行なう」とか「本人申し立てにより整備を行なう」等の受身的行政は残念でならない。
571	地方庁	社会保険事務所長	いままでの調査の中で出てきていると思う。	もっと丁寧で、慎重な取り扱いが必要であった。	年金記録の重要性に対しての認識が足りない。特に平成18年の免除問題のとき。	たとえ私たちにとっては膨大な量の年金記録であっても、被保険者個人にとっては、その記録が全てであることを強く認識することが必要である。
572	地方庁	その他(社会保険事務局)		現在かかえている届出を、早急に処理していくことしか思いつきません。	年金制度への不信感を払拭するためにも、最優先で解決する必要がある問題と考えています。 年金記録問題については、よく覚えていませんが平成19年5月ごろに年金記録問題が取り上げられたころに知りました。	窓口へ来所されたお客様には、ご自身の加入記録をしっかり確認していただき索引、調査依頼等で記録調査を行ってきました。また、年金受給者の方は、記録が判明した場合、再裁定の進達を迅速できるよう心がけてきました。反省点として調査を受けてから回答までに時間を要するケースも多く(他庁照会等により)被保険者や受給者に心配をかけたことが反省点だと思いま
573	地方庁	その他(社会保険事務局)	標準報酬月額の変遷漏れ 厚生年金の二ヶ所加入の未補正	全国的には、補正処理をすぐする。また窓口段階で発見した場合は、補正処理または補正依頼するようなマニュアルの作成が必要。	現在、取り組むべき最重要課題である。 事務所で年金給付の仕事をしていたとき(平成17年ごろ)	窓口で補正が必要な場合については、すぐ処理したり、配偶者の分については、文書で社会保険事務所へ届出するよう案内したりしていました。 反省点は、台帳管理していたこと、番号を一人一番号に統一していなかったこと。あと、年金制度について給付も含め、職員全員が熟知していなかったことがむうとおもわれる。(人事もふくめて専門職化していた)
574	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	坦々と処理していくしかない。	重要な問題だとは認識していず、今回の記録問題で初めて気づいた。	1件づつ確認作業をしながら整理していった。記録問題担当のプロジェクトチームを事務請段階でも最初から きちっと体制を組むべきではなかったか。
575	地方庁	その他(社会保険事務局)	世間一般に知られている問題以外に何も存知あげておりません。	具体的な打開策はわかりませんが、お客様の申し立てを真摯に受け止めて、社会保険庁が有する紙台帳やマイクロフイルム等の資料および本人が持っている資料等から綿密に調査して回答をおこなうことが国民の信頼を回復することにつながっていくとおもいます。	年金の請求時に相談窓口等でお客様自身の年金記録ついて確認作業を完了しているものだと認識していたため、いわゆる「消えた年金」問題が報道慢開等でとりあげられるまでは全く知りませんでした。	窓口で年金請求手続きを承った際にはお客様本人に年金加入記録を確認してもらい、現氏名および旧氏名での氏名検索をおこなったうえで本人記録であると判明した手番については統合処理をおこなうよう努めていました。旧台帳の存在等を知らなかった当時においては、できる限りの対応をしていたとおもっています。
576	地方庁	その他(社会保険事務所)				
577	地方庁	社会保険事務所長	特にありません	謝金職員や賃金職員の増員は感謝するが、法律改正が多すぎて職員じゃないとできない仕事(複雑な再裁定等)があり、職員を減にすると報告物から電話対応、窓口対応、賃金職員さんたちからの質問回答、など現場の事務所は、いつ壊れてもおかしくない状況が続いています。 この正規職員人員で、果たしてやって行けるのか非常に危惧されます。 もっと、正規職員を増やし、謝金職員のスキルアップを図らないと謝金さんがどんどん辞めていく事態になったとき、教える人が苦労します。	年金記録問題については、そもそも平成9年1月1日に基礎番号制を導入したときに、もっとしっかりした広報なり、今やっているような特別便のようなことをすべきではなかったのかと考えます。 今記録が統合されていないとか、不適正遡及訂正など問題になっているが、そのときにしっかりした体制をとっていなかったしわ寄せが来ていると考えます。 年金を請求したときに、申し出た記録と突合せすれば良いと言う考えが、今日の問題になっているものと思います。 問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたかという質問の意味が分かりません。マスコミから騒がれだした、平成19年6月ですと回答すべきなんでしょうか。	対応については、一度にやってしまおうとしたがために、電話、来訪者の数の多さにどうすることもできず、ただひたすらお詫びするだけでした。対応人員を増やすわけでもなく、待ち時間は、3～4時間が当たり前、事務所に入りきれず外で待つ人もいる。おまけに土・日全部開庁した時期もありました。 交代で出ればと言いますが、管理職はそういうわけにも行かず、全部出ていました。 反省点としては、通知を出せば、必ず電話なり窓口が混むことが分かっていながら、人員の措置をせず待ち時間増につながり、苦情になってしまう。後の手立てを考えてほしかったと思います。
578	本庁	本庁部長級以上	ありません。	予算、人員を確保の上で全力で、集中的な取り組みを進め、できるだけ早い時期に問題解決の出口を示せるようにすることが必要と考えます。	[redacted]年金記録問題に取り組む後会は、ありませんでした。検証委員会等で詳細な分析が既に行われていますが、やはり、保険庁や厚生労働省全体として記録管理の重要性への認識に欠けていたことが根本問題であったと考えます。	
579	地方庁	その他(社会保険事務局)	知らない	昭和初期の機械が全く無かった時代のものを調べるわけなので、時間とヒトをかけるしかない。通知を見る限り、年金減額になると統合に弱腰になっている。そのような曖昧な通知を出すのであれば、減額はしない通知にした方が、記録統合で二の足を踏まなくなる。	平成5年ごろに他庁照会をした際、空袋で台帳がないとの回答があった。他にも記録が無い者が存在するのではと思った。	記録が無い以上、追加処理することが出来ず照会者にその旨説明し、時間がかかったが納得いただいた。 反省点としては、空袋や火事で消失したもの、冠水等で読めなくなったものなど、事業所台帳はあるが被保険者名簿がないものの一覧が全国で共有できたら、無駄なOBO届や他庁照会をすることが避けられるのではないか。
580	地方庁	その他(社会保険事務所)	ない。	やみくもに人員を増やして、数をこなすことは更に年金記録問題を引き起こす可能性を多分に含んでいる。 職員OB等のノウハウを集約し、特に担当となる職員のスキルをアップさせる必要がある。	認識していなかった。 問題の存在は、批判を浴びるようになってから知った。	銀行預金の残高がないとか少ないと同じことと思っている。 本人の記録に結びつけるための調査をできる限り行うとともに 年金記録問題のようなことが発生しないように 今現在目の前にある事務処理等を適正に行いたいと思っている。 反省点は、被保険者、受給者はあまりにも膨大な数だが、 その一人一人の大切な年金記録であるという意識が低かったこと。
581	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	・特にありません。	特効薬があるとは思っていません。手作業時代の「個性的な文字」「判読不明の文字」「カセット記録」「改滅した台帳」など、最終的に、人が一件一件見ていかなければできないと考えています。ただ、その中で、電子的な作業で正確に判断できるものがあれば、活用すべきと思っています。	・基礎年金が導入されたときに、かなりの整理ができていたものと思っていましたので、このような事態になるとは考えていなかったのが事実で、報道等で大問題であると騒がれたときからです。 ・(7)で記入したように、紙台帳時代に「読めない」あるいは「読みにくい」または「達筆すぎて判らない」といったことがありましたので、これもひとつの問題であったと、今は思っています。	・現在は紙台帳ではないので、「読めない、判りにくい」といったことはありませんが、「変換誤り」「入力誤り」がいつまでも起こると思います。それに対する対策、くれぐれも複数の確認を行う等、最大限行う必要があると思っています。
582	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし			
583	地方庁	その他(社会保険事務局)			平成17年の入庁時に、古い紙台帳の扱われ方が酷く、また判読不能の文字もあり年金の記録に関して誤謬脱漏が多くあるものと考えた。	来るべき紙台帳の調査に備え保存を行おうとした。 組織の反省点としては、通常業務に忙殺され、長期給付の姿を見失っていた事を思う。
584	地方庁	その他(社会保険事務所)	私の知りえる範囲で新たな問題等はございません。以下余白		私は、平成元年2月採用ですが、基礎年金番号制度の導入平成9年1月以前は、資格取得時に年金手帳が無い方などは、年金記号・番号が未記入で、しかも被保険者の住所の記入欄もなく、同姓同名、同一性年月日であっても新規で年金手帳を払い出さなければいけない状況でした。 また、本人様からの年金記録に関して照会があった際は、私ども職員の方から厚生年金の事業所名称や国民年金での住所を教えてはいけないとの事でしたので、ご本人様が、思い出せない、、又は記憶にないなどの場合には重複取消や統合などに至らないケースもありました。 基礎年金番号制になってからは、かなり改善されてきたとは感じます。 私がこのような問題を知ったのは平成19年のマスコミ報道によってです。 社会保険庁の保有している台帳などでかなりの件数が持ち主不明なのには驚きました。以下余	基礎年金番号制になってからは、具体的には、平成15～16年ごろに業務適用課に配属されてからは、資格取得時に本人の年金番号と疑われ番号がある場合には、事業所事務担当者に問い合わせをし、確認作業をきっちり行いました。安易に新規で別の年金番号を払い出さないよう努めました。 当時の台帳の記載方法なども丁寧に記載し、複数の職員で確認を行ったりコンピュータ化する際にも、もっと確認作業をすべきだったのではとおもいます。 また、標準報酬の改訂問題についても事業所からの添付書類の徹底と極端な改定に関しては、相互のチェックの徹底も必要ではなかったのではと思います。また、改収率のみがかなり重視される風潮があったように思いますが、当然、適正な事務処理の方が最優先されるべきだと思い
585	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知らない。	・台帳とのデータ突合 ・住基データ(検索可能にし)との厚年手番データとの突合 ・特別便の徹底調査	・年金請求時の請求者申し出により、記録統合することで大丈夫であると考えた。 ・ニュース等の報道により知った。	・特別便に係るお客様に対し、可能な限り聞き取りを行うことにより、WM検索、調査を行う。 ・可能な限りの範囲で名簿等を調査する。 ・働いている事業所を忘れてしまう。ねんきん手帳を紛失してしまうということを前提に、個人に記録管理を委ねるだけでなく、公的な観点で記録を管理し、被保険者が確認できるシステムを構築するべきであった。(例えば、住基に基番を登録し、本人がいつでも自分の基番を確認できるよう
586	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金の払い出し漏には当時の住所の記入がないものが多いので市町村で台帳がないと本人と確定ができない。	市町村の台帳で確認する	大切な問題。印紙をやめる頃に文書で市町村にある台帳を廃棄してよいという文書が出たときこれはまずい方向に行っていると思いました。	照会があった市町村には何かあるかもしれないから絶対捨てるなと言いました。 反省点はなんでそのような文書が出てきたのかが不思議です。ただ、その当時の詳しい状況がわかりません。
587	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	本人からの確認しか考えられない。	オンラインによる記録が不備と思われていた。昭和63年当時から、年金請求時に本人より確認し年金決定をするので、その時に記録補正をおこなうので、確認できない記録はそのままではないと説明された。当時は厚生年金加入時に本人が職歴を隠すため(タクシー・通送会社等)新規手番にて加入があり申し出がないかぎり新規の取り扱いとなり将来不利益になると考えていましたが、基礎年金番号が導入され平成9年以降は一人一年金となり解消された。その他石川県は温泉街があり芸名・生年月日の偽り等があり将来の年金について不備があると考えられたが確認できず現状もあり、社会保険での登録誤りだけでもなく本人の認識も今よりはなかった。	窓口では年金制度を説明し、年金問題を対応したが、あくまで本人が理解しないかぎり申し出しないと確認もできず苦虫した。反省点については基礎年金番号導入時に、今の様な調査をもっとするべきでした。
588	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	人員を確保し、細かい調査をする	受給内容が大きく変わることなので、大変な問題だと思う。	基礎番導入時の扱いが適当すぎる
589	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		記録の管理が十分でない為に発生した問題だと認識していました。	とくべつ便の回答においてなるべく相手にわかりやすい回答をするように努めました。ただ職員一人一人やり方が違うので統一性に欠けるとも思いました。
590	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	旧台帳の整備と、名寄せ有の人への勧奨、最終的には電話督励、戸別訪問も必要かと思います。	記録が無くなったのではなく、未統合の状態であるという認識。存在することを知ったのは入庁(H17)して半年後くらいかとおもいます。	未統合が判明した時点ですぐに統合処理すること。また、諸手続き時に氏名検索を徹底し、他の記録がないか突合すること。 60歳年金請求時に統合すればいいという安易な考えが反省点として挙げられる。60歳時点で本人がどれだけ覚えているか・・・。
591	地方庁	社会保険事務所長	昭和40年代の厚生年金払出簿、または健康保険原票の作成において、決裁の過程で再チェックがされていたものの、あまりにも達筆・略字により判読不能の文字があった。 40年後の今、照会の記録調査により、一部上記記載の担当者がわかる事から確認するもご本人も判断できず調査不能のものがある。	当時の届書が現存していなく、対応策は思い当たらない。 書家・ペン字・ボールペン時等、略字に明るい方から判断していただく策は取れないか。	平成19年の浮いた年金記録5,095万件が出てきたときに、最終的に年金相談時に判明すると思っていました。また、その内相当数が亡くなられた方のはずと認識しておりました。事実、当時毎年150万件ほどが判明しており、新たな予算、または人的負担を要するものではなく時間である程度解決すると思っていました。	上記の認識では国民の理解は得られないと再認識、職員を挙げて特別便・定期便・もろもろの記録問題に対応はしましたが、山形県的に短時間に解決するためには職員数が不足し、パソコンまたは周辺ソフトが整備不足で思うように対応できなかった。
592	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	年金記録に精通した人材の育成と確保及び膨大な処理件数をこなす人員確保だと思います。	転職するたびに新たな番号を払い出したり、加入制度を変わるたびに番号を払い出すことがありましたから、一人が複数の番号を持ち未統合記録は当然あると思っていました。それらについては、年金請求時に整理するものと思っていました。	膨大な件数があるため、時間(年数)はかかるが根気よくやり続けるしかないと思っています。基礎年金番号の早期導入と取得時の本人の氏名・ふりがな・生年月日等のデータの確認の徹底が重要であったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
593	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
594	地方庁	社会保険事務所課長級以上		性善説を基準に対処しますか？性悪説を基準にしますか？ 本来問われるべき、制度不備、問題の先送りといった政治レベル、立法レベルで解決すべき事項を放置しておいて、「問題の解決」に係る責任と労苦を、これまでのとおり末端の現場におきますか？ 国家公務員という資格を事実上懲罰処置として「剥奪される」者に対し、この設問は愚問と考えます。	昭和54年4月に新規採用され、「業務第3課」に配属されたとき、当時の上司(係長)が厚生年金番号の新規払出を安易におこなう行為に対して、厳しく対処(事業所に対しても)していたことを記憶しています。 当然、その上司に指導を受けていた自分も、安易な新規払出は「記録不備につながる」「遡及しての月額変更等には理由を確認し慎重に対処せよ」といったことを厳しく教えられました。	年金記録に係る諸問題が今日、このような問題に発展することになることは予測できたことであり、自分自身としては避けて通ることができない問題と認識していました。ただし、国民の皆様の信頼を得るためには、もう少し穏やかかつ丁寧に「時間をかけて」対処し、解決するべきと考えていました。 制度発足時から約60年間にわたり放置されてきた問題を、2．3年で解決しようとすることに無理があります。むしろ、無用の混乱と制度不信を招き問題解決の方法を複雑にしてしまいました。今後も混乱は継続することになると考えます。 例えは適切ではないと思いますが、年金記録問題は国家間の戦争と同じようなものと考えます。解決するべき問題をできる限り細分化し、単純化することで、作業効率を上げ、現場と後方の意思疎通を図りやすくすること。戦力は集中投入し、一度決めた方針を安易に変えないこと。そして「指揮官は常に先頭に立つ(オールウェイズ・オン・デッキ)」。以上は、少ない犠牲で大きな戦果をあげるもっとも効率的な方法です。 自分自身、体力の続く限り仕事をし続けました。平成19年12月から20年3月まで、事務所に居なかった日は大晦日と元旦だけ、今年の11月はすべての休日に出勤しました。結果は･･･体に深刻なダメージを負っています。このことが最大の反省点でしょうか。
595	地方庁	社会保険事務所長	なし			
596	本庁	その他(本庁)	特になし	なし	国家組織の重大な問題と認識しておりました。 地方分権により、国民年金保険料の徴収方法が低下してしまい未納者数をふやしてしまったのではいのか。 マスコミ等により取り上げてから。	戦前の官僚の年金意識が今現在の認識とかけ離れているため、今回の政権交代を期に全面的に年金制度を改善していく必要があるのではないでしょうか。 今後、少子高齢化が急速に起こることから国民の期待を裏切らない制度にしていく必要があると思います。 やはり、地方分権を期に国民年金を地区町村から分離してしまったことは保険料徴収能力の低下につながっているのではないかと思います。
597	地方庁	その他(社会保険事務所)	被保険者名簿がすべて残されていない。(焼失や廃棄等があると思われる)	旧台帳(カセット)記録を早急に収録し、名寄せ作業を実施すること。	カセット記録については、業務センターで随時収録していると聞いていたのであれほどの件数が残っているとは知らなかった。 オンラインになる前の国民年金の記録は、毎年市町村と突合していたと聞いていたので不突合はほとんどないと思っていた。 記録問題については、平成18年の報道等で5千万件の浮いた記録があると聞いたが、最初は無年金者や死亡者の記録と思っていた。しかし、実際は多数の現存者の記録が含まれていたことを知り非常に驚いた。	氏名なし記録の補正や特別便の対応にあたった。 この問題の反省点としては、確認が不十分であったこと。たとえば進達漏れ、入力漏れ、事故リストの補正もれなど、本来、十分確認すべきところがされていなかったのが大きな原因ではないかと思われる。また、記録の補正をある程度行ってから特別便は送付するべきであったと思う(時間はあまりなかったが)。
598	地方庁	社会保険事務所課長級以上		今後は、被保険者等へ年金確認通知等を送付することにより、今まで無関心であった、年金制度への関心を深めていくことが、このような問題をなくすことの一つの方策ではないかと考えます。	被保険者・受給者の皆様にはご迷惑をかけ言うまでもなく、この年金記録問題について、早急に確認作業を行い記録への統合を行い信頼回復に努めなければと認識しています。また、このような問題を知ったのは今回のねんきん記録問題が出てきてからです。	お客様の申し出に対して、十分な確認作業を行い対応するよう心がけてきました。事業主への通知のみではなく、ご本人への通知を毎年ではなく何年かに一度行っていればと考えいています。
599	地方庁	その他(社会保険事務所)			個人の将来に関わる重要なことであり、国民のみなさまに大変なご迷惑をお掛けしていると認識しています。 年金記録問題は、何十年も前からあったのではと考えますが、私が知ったのは、7～8年くらい前です。	被保険者の記録1つ1つに洩れがないか確認を重ね、お客様の立場になった目線でお客様の対応を心掛けるべきと考えます。 職員の仕事に対する姿勢が、安易な処理などにに繋がり、このような問題に発展していったと考えます。
600	地方庁	社会保険事務所長	ありません	現時点であれば、現在実施している方法でよい	現在のような記録問題について、明確に認識はしていなかったが、年金給付課に所属していたときには、申し立てされた年金記録の確認を、十分に把握、確認できない事例が存在することは認識していた。(ただし、未加入により確認ができないのか、記録整備が不十分なために生じたのかは認識できなかった。)	(8)を踏まえての、特段の対応は行わなかった。また、反省点は、事業の実施者たる社会保険庁、また届出義務を課せられた事業主、加入者たる被保険者、それぞれが問題を有していて今回の事象となっていると考える。
601	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	国民年金特殊台帳の2次審査に関わったが、納付があった場合、台帳の記録は処理されているが、未進達の記録が見受けられた。 なお、この記録は現在補正を行っているところ。	現在、行っている事項及び今後予定の紙台帳等との突合を行うしかないのでは。 証拠書類がないものは、社会保険で判断しないで(今までやってきたことの否定につながる)、第三者委員会の判断にゆだねたほうが良い。	基礎年金番号に登録されていない記録は、庁の指導により裁定請求時に確認できるものと思っていた。 5000万件については、マスコミ報道で知った。	処理結果の確認の徹底がされていなかったと思う。 また、よくはわからないが、オンライン以前に本庁から送付される事故リストの処理が完全にされていたのかと思う。 現在はそのために、複数人によるチェックを行っている。
602	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		基本的には、オンラインが整備される以前の過去記録の問題ととらえ、OBの方々の全面協力を求める。 いわゆる事務所回答に時間を費やしている問題について、いかに時間を短縮できるかを検証し、効率的に物や人を注ぎ込む事である。	紙台帳による過去記録の不整備や杜撰な管理、将来的に膨大な記録を管理することを前提とした記録管理整備体制の立ち遅れに問題があると認識した。 具体的な年金記録問題の存在と認識したのは平成19年6月。	紙台帳の過去記録の管理を経験していなかったため、記録の表示の仕方、 見方を確認し、当時の納付記録等を確認する際に見落とさないように心がけた。 年金記録の膨大な管理について、限られた人員で、チェック機能も働かない 第三者の監査も入らない組織で容認されてきた組織としての管理問題が 指摘されるべきと思う。
603	地方庁	その他(社会保険事務局)			社会保険庁の最重要問題として取り組む必要性があると思いました。 新聞報道で騒がれてから知りました。	多くの方の不明の記録が判明出来るように、郵送で回答書を提出していただいた方については少しでも可能性のある記録があった場合、電話や文書にて必ず確認するようにしていました。連絡が取れない方については訪問をし所在が確認出来るよう努めていました。 高齢の方の記録が多いので、本人確認が取れないケースが多数あった。本人確認できない限り不明の記録として取り扱うほかないのが、どうにかならないものかと思ってました。
604	地方庁	その他(社会保険事務所)				
605	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません。	未解明記録については、必ずご本人に確認していただくこと。 委託も含め、人員を増員して対応することが必要。	社会保険庁職員全員、社会保険庁及び厚生労働省全体の責任としてとらえている。 年金記録問題を初めて知ったのは、報道された平成19年5月です。	平常業務を後回しにし、記録問題を最優先に取り組んだ。 反省点は、 管理体制が全くできていなかったこと。 記録を登録する際にチェック機能が働かなかったこと。 国の責任のもとに、必ず記録を結び付けなければならない。
606	地方庁	社会保険事務所課長級以上		現在は、特別便等により、記録の確認をしてもらうことが、大切なことである。	数年前から、オンライン上の被保険者記録回答票において、氏名がないもの、生年月日が確認できないもの、性別が不明なもの、資格記録が途中でなくなっているもの、脱退手当金の金額と期間が不一致なものなど、不備な記録が多数存在していることを知った。	特別便等が始まるまでは、ご本人からの申し立てによる職歴等とオンライン上の記録の突合を行い、記録のないものは調査を行うことであった。 年金記録については、昭和17年以降、地方での紙台帳での管理、中央での集約、戦争で地方に分散、風水害による記録の消失、同一人に対する多数の番号払出等、オンラインシステムで管理されるまでは、その管理方法が不十分であり、バックアップのシステムもなかったと思われる。
607	地方庁	その他(社会保険事務局)		申し出に基づき、地道に一つ一つ記録を探していくしかないと思います。 専門のスタッフをもっと増やし、集中的にすすめていくべきかと思います。	個人の年金にかかわる重要な問題だと認識していました。 3年くらいまえからかと思います。	ずっと健康保険の担当なので、自分から直接対応することはなかったです。 個人の年金にかかわる問題なので、もっと早急に解決していかなければならないと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
608	地方庁	その他(社会保険事務局)	年金を裁定するにあたる職員間の能力が経験により大きな格差があること。 ケースによって誤った裁定のまま最終審査を通過してしまうリスクをはらんでいると考えます。	すべての部署において、たとえ短時間であっても担当部署配属時、または定期的に担当者間の知識レベルの底上げと注意点の共有を目的とした、研修およびディスカッションを行うべきであると考えます。	日本の年金問題について、私は平成18年頃より、次世代に向けての一括情報管理方法、方針の確立が重要課題であると認識しておりました。	対応はできておりません。 反省点としては、宙に浮いた年金問題はが発生する要因は比較的容易に想定できた事と思います。国民皆年金発足当初より、一人一年金番号を交付すべきであったと考えます。 また、年に一度、加入者から領収した社会保険料(項目別にしたもの)をたとえば、年末調整時、もしくは確定申告時に個々に提示できる仕組みがあればある程度の危機管理対策となる可能性があったかと思います。
609	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	当時の経験者の知識を集約し、どのような運用をしていたかを取りまとめて整理し、全国一律の(運用状況により都道府県によって相違があっても可)事務処理要領を作成する等。	戦災で消失した記録や保存状態が悪く読み取れない台帳があることは採用されてすぐに知っていました。	個人の職員では解決できないと思っていました。
610	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			だれのものなのか、はっきりしない記録が存在することは、以前から知っていました。そのことにより、不利益をこうむる人がでてくると認識していた。	年金裁定請求時ということではなく、定期的に時期をきめて記録の確認をこまめにすべきだったのではないかとおもいます。
611	地方庁	その他(社会保険事務局)				
612	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	大臣がきちんと謝ればいいんじゃないですか。解決なんかする訳ないでしょ。馬鹿じゃないんですか。最後の一件まで判明するなんてありえないことぐらいあなた方もご存知のはずです。現実的な対応をすればいいだけの話ですよね。	コンピューター管理のない時代からすべての記録を100%正しく残しておくことなんてできるわけがない。マイクロの字なんて読めない字が山ほどある。被保険者が名前や生年月日を偽って働くことも山ほどある。生命保険会社が名前だけ借りて適用していることも山ほどある。問題が起きたときにきちんと対応しなかった政府と官僚の馬鹿たちの責任ではないでしょうか。 記録が無いなんてことはかなり以前からわかっていることです。	残る人たちでがんばってください。付き合いきれません。
613	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし		基礎年金番号の導入の際に、統合が1割程度しか完了していないと当時聞いた時に、地方においてはこのような問題の発生を予測する声が出ていたが、そういった声が反映されることはなかった。 また、社会保険事務所においては、年金相談の際に年金記録を検索して積極的に知らせることを行っていなかった。これは「成りすまし」を防ぐために取っていた事故防止対策であり、このことが年金記録問題の中でもサービスが悪いと取り上げられるとは思ってもいなかった。	年金記録問題が浮上してからは、どのように親切に対応しても責められるばかりで、じっと耐えて言情を聞いているしかなかった。 三重構造となった組織内の考え方のずれが一番の原因であり、地方からの声がどの程度の上の方の耳に届いていたのか考えさせられる。
614	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にはありません。	年金記録問題の早期解決を図るには、人員増を含めた体制整備の確立と継続した進捗管理が必要と考えます。	私は、社会保険庁に入庁し、年金を審査決定する係に最初に配属されました。 事務処理を進めるうえで、年金の請求者(お客様)が記載された職歴と管理していた年金記録との不突合部分に関し、調査に時間を要す、あるいは調査した結果、記録が判明しないという状況もあり、年金番号を複数もっている人などが、将来的に不利にならなければいいがという思いと、一つの番号で管理した方がいいのにという感覚はありました。	年金手帳、年金番号の大切さについて、広報活動を行いました。 制度加入者(お客様)にどれほど理解していただいているかといった点検・分析まではしていませんが、組織としての広報努力が不足していたのかもしれません。 今となっては組織として弁解の余地はないと思いますが、記録統合等に係る施策を、組織としてもっと早い時点で能動的に取り組む必要があったと思います。
615	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません		一般職のとき、国民年金業務課にて資格関係に従事していましたが、基礎年金番号導入前ということもあり、厚生年金と国民年金の記録の整合性のなさに疑問をもっていました。機関委任事務における市町村との連携不足、国民年金制度の関心の低さ、当時はやはり国民年金加入者は自営業者や学生が多かったように感じられますし、最終的に年金請求時に記録を確認し裁定するのだから、といった流れもあったかのもしれません。その後、年金給付課に配属され、年金制度に対する理解を深めていくうちに、記録の不備により受給権がない、既受給者からの返納といったケースを目の当たりにすることとなり、改めて記録の整備を進めることが急務と感じるよう	年金給付の相談窓口における記録の整備、裁定請求書審査時の戦歴確認を可能な限り実施してきました。しかしながら、当時は期間照会における調査の精度が低かったように感じられ、また「役所のすることだから間違いはないだろう」と信頼されていた部分も大きく、本当の意味での「年金記録問題」解決の意識は薄かったのではと感じております。
616	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	わかりません。	通常業務と並行しての作業になるため、人を増員することと、過去に経験がある退職したOBの活用が不可欠だと思います。(問題解決には、事務経験は必要だから)	年金は将来の老後や遺族、障害等給付をうけるため必要不可欠の制度であり、記録の不備はあってはならないことだと認識しています。世間でいわれている件数があると知ったのは、平成18年10月ごろです。	記録問題発生当時、社会保険事務所に在籍していたが、窓口対応および記録照会については、早急に回答するよう対応しました。記録問題についての反省点は、事務処理後のチェック不足が最大の原因だと考えられる。
617	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特に知りません。が、業務センターで実際再裁定を行っている現場では比較的簡単な再裁定は処理が進むが、複雑な再裁定(諸変更入力を含む)については処理が大分遅れている状況は聞いています。	現在行っている方法で、お金と人数をかけてやるしかないと思います。	本来であればあってはならないことだと思います。中には受給者(被保険者)側の意識が薄かったことも要因かとは思いますが、それ以前に記録を管理する側がずさんすぎたのではないかと思います。 この問題をいつ知りえたのは定かではありませんが、マスコミ報道がされはじめたころだと思い	以前在籍していた業務部では、記録訂正による裁定のやり直し。時効特例による支払いについてできる限り速やかに処理するよう尽力しました。 反省点としては、年金受給開始までは時間がある。そのときに補正すればよいといったその時点で問題とせず、先送りにしてしまったことに問題があったと思います。
618	地方庁	社会保険事務所課長級以上		・多数の専任スタッフを投入し、人海戦術で取り組むべきだと思います。		
619	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	現在行っている作業を地道にやるしかない。	年金給付課に在籍時、WMの記録のいいかげんさに驚きました。OBがそれまで、いかにいいかげんな仕事をしていたのか、ということに尽きます。正直起こるべくして起きたなという認識でした。 今回の一連の年金記録問題については、全職員が、マスコミに取りざたされる前に、存在を認識しているはずです。というより、あのいいかげんなWMの記録(名前がなかったり、事業所整理記号	問題の根が深すぎて個人レベルでの対応は不可能かと思われます。 現時点での反省点は、昔から続いている、おそらく一般企業では考えられない、いい加減な仕事のやり方について、誰も異議を唱えなかったこと。又は、異議を唱えた者がいたとしても、意見を聞き入れてこなかったこと。
620	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	大量に人員を投入し人海戦術で行うしかないと思いますが、知識のない人を多く投入しても意味がないので、大々的に現場を経験したOB職員に応援を求めたらいいと思います。	紙台帳とオンライの記録が違うことがあることは入庁時から知っていました。窓口や期間調査をしている人間ならみな気づいていたと思います。それを調べるとなると途方もなく大事になるので解決不可能な問題であると思っていました。	現在期間調査担当部門に配属されているので、記録を探すことに誠心誠意努力しています。反省点としてはもっと前から紙台帳の記録を少しずつでも照合していればよかったのにと思います。
621	地方庁	その他(社会保険事務局)			初めて社会保険庁に入省したときに、年金記録問題は国を挙げての第一課題と認識いたしました。	今年入省したばかりですので、まだまだ勉強不足でしたが、国民の皆様の疑問に回答できるよう、日々勉強に励んでおります。 外部から来たので業務内容が大変難しかったです。研修制度がなかったので自己流で勉強するしかなかったので大変でした。自己流なので不安な点もありましたが、なるべく職員の方々に聞くようにしておりましたが、研修は最初に実施してほしかったです。民間企業でも始めて職務に就任する際は初めに研修があるので、年金記録問題、その他の業務に関して間違った説明をお客様にしてはいけないので、業務を確実に遂行するために研修制度を実施してほしかったです。
622	地方庁	その他(社会保険事務局)			当初は単に手番が基礎年金番号に統合されていない事象であると認識していました。それほど単純なものではないと知ったのは、旧台帳の調査等を行うようになってからです。時期としては、平成19年頃だ思います。	年金記録問題に係る記録調査については、やるからにはできる限り被保険者及び受給者の記録を正確なものにしようという姿勢で対応しました。また、現時点で結果としてみた場合、制度設計が場当たり的なものであったことがこの問題の反省点であると思われます。
623	地方庁	その他(社会保険事務所)	これだけ年金記録が問題になっているというのに、法体系が国民年金法と厚生年金法というところ。ここが変わっていない。 その場しのぎの対応に終始し、いまはこうだから、これでいいのだ、とだれも言わず、ごめんなさいに終始したところ。クローズアップ現代に厚生労働省の事務次官が出演したときも、ごめんなさいで終始した。現場は何も悪いことをしていないのだ。国民年金不正免除問題についても、むしろ、免除手続きを怠っている被保険者の代筆をたくさんしただけである。といえば、それはそれでよいことなのかもしれない。それを一方的な攻撃により、「不正」にしてしまったところが問題だ。	年金記録問題の対応が諸悪の根源のように吹聴されているが、そういうものではないことを、アピールしていくいい機会がやってきた。自分も、そのうち、ブログを立ち上げて、年金記録問題は、「問題」ではなく、現在の法体系上、当たり前に生じる事象であることを是非主張したい。	年金記録問題の本質は実動屋でもなんでも、年金は届出主義。知らないと損をするのが当たり前という感覚だった。それが、いつのまにか、年金は社会保険事務所が全部管理しているからそこのサービスが悪い。はたらいている人が悪いという攻撃となった。しかし、法律がそもそも年金というのが届出によるものであるという、強制というよりも実に「ゆるい」ものを制度の前提にしている。本当に、ねんきんをばっちりやろうとすると、もっと権限が必要になり、それは実に公権力の濫用につながる危険がある。	社会保険の法体系が民法を土台にしている以上、公権力とはなじまないものであり、さらなる改良が今後進んでいくと思う。私たち、仕事をしている人はベストを尽くしている。 ただ、社会保障法体系だって、まだまだできて100年だ。人類の歴史から見れば、これしきのこと、起きて当たり前である。経済が上向きのときは、関心があたらなかったが、経済が悪くなり、これだけ、国の動向が期待されているときに、年金、しっかりしてくれというのはごく当たり前のことである。反省することといえば、私が採用になった平成7年当時、職場にはパソコンがなかった。できるだけワープロでやるという流れが主流であった。ウインドウズ95がでたころも、新しくパソコンの画面で台帳をみれる機械はウインドウズ3．1だった。これが「ゆるい」法律ゆえの「ゆるい」運用であり、平成14年度以降の機関委任事務廃止以降、組織がぼろぼろになっていった所以であろう。 組織論としては、様々語られるが、どこの役所もこんなものなのに、世の中のトレンドに年金が
624	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし。	件数が膨大であり、現在の社保庁の人員等ではルーチン業務を行いながらスピーディーな回答はでき得ない。「国家プロジェクト」で取り組むならば、たとえば、年金記録問題は社保庁(機構)と切り離し総務省管轄等で行うなどの対策が必要と思われる。	5，000万件の「消えた年金」のニュースに初めて接したとき、「記録の統合は少しずつ早めてきていることだし、それでいいではないか」と思った。六十歳になって年金を請求するときには記録の統合をするので、それでいいではないかと」‥。しかし、その後事態が進む中で、自分が「届出・請求主義」の考えの中にどっぷり浸りきっていたことをイヤというほど自覚させられた。	お客様の目線で考え、「丁寧な調査かつ迅速性を持ってご回答することに努めた。私たちの仕事がサービス業であることを職員一同が再認識して、お客様目線で、「親方日の丸」的、旧態前の考えを変えていかなければならないと思います。しかしながら、年金記録問題は、件数が膨大であり、現在の社保庁の人員等ではルーチン業務を行いながらスピーディーな回答はでき得ない。「国家プロジェクト」で取り組むならば、たとえば、年金記録問題は社保庁(機構)と切り離し総務省管轄等で行うなどの対策が必要と思われる。
625	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	早急に名簿を整備した上で、WMによるカセットのオープン(930)が不可欠と考える。全国でカセットオープンしていない年金記録を確認することができる。 年金相談も早く対応することが出来る。	年金記録は、業務センターにより、正確な記録が収納されていると認識していました。 また、標準報酬の問題についても、収納率を上げるために行われていたことは知らなかった。 年金記録の問題は、マスコミで報道されだしたころと思います。	年金記録の整備を早急におこなっていくように、またWMのカセット記録オープンについて補正を行っていくようにした。 旧名簿・旧台帳の保管の不備。業務センターでのWM入力のさいの不備。
626	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		紙台帳との照合など現状において考えうるすべての調査を実行し、最終的にはお客様の合意をもって記録問題の解決とするしかないと考える。	旧台帳記録に氏名の誤字や生年月日の相違がある事はわかっていたが、その数は通常の事務処理過程における事務処理誤り程度と認識していた。システム上統合されずに放置されたままの記録などの存在は知らなかったし、記録問題が発生するまで聞いたこともなかった。	お客様一人ひとりの記録について、丁寧に調査・回答することを第一義とし、お客様の主張される記録が存在するとの考えから記録確認を行うようになった。今まではオンライン上管理されている記録がすべてであり、絶対的であるとの認識のもと記録確認をおこなっていたが間違いであったし反省しなければならないと思う。
627	地方庁	社会保険事務所課長級以上	戦争のため遠船関係等外国人(朝鮮・中国ほか)を強制的に就労させ、被保険者名簿に多数記載があるが、はたして本名、年齢は正確なものであるのか？通称名や年齢のごまかしは日常茶飯事で行われていたのではないのか？疑問である。	全てを解決できる方策はないと思うが、現在宙に浮いた年金記録を公開してみてはどうだろう。事業所名・期間・氏名・生年月日を公開し、自己の記録と申し出ていただき、その申出内容を審査し確からしければ、認定する。複数の者が申し出た場合も審査を行い、一番確からしい方の記録とする。なお、後日虚偽等が発覚した場合は、公表するとともに支払った年金の数倍の返納を行うなど厳しい罰則を設ける。	年金手帳を複数持っておられる方が存在することは、平成9年の基礎年金創設の時期ですが、年金給付課で裁定業務に携わる時、職歴と年金記録が相違している場合、期間照会や氏名・生年月日検索等により本人の申立と合致する業務は、大変な業務でした。当時、基礎年金番号通知の回答を業務センターで整理していくとのことだったと記憶していますが、年齢別に整理をしていって多様に記憶しています。 年金請求の際、必ず本人に年金記録の確認を行っていただき請求書を受け取っていましたが、ハードコピーの打ち出し内容は一般の方、特に高齢の方には見にくかったのではないかと思います。また、60歳ごろに若いときの職歴を全て覚えてる方はあまりいない(特に職業・住所を変更されている方)のではないかと思っていました。	事業所調査を行う業務の時(平成15年以降)、当該事業所の被保険者及び被扶養配偶者の年金記録を事前調査(氏名索引「090」)し、総合調査終了後、事前調査した新たな事番の可能性がある方にたいして、確認を行っていただき、本人のものであれば、手番統合を行っていただくよう返信用封筒を渡して手番の減少に努めました。ただし、本来業務でなかったため、調査件数の増加のため途中で中止せざる終えませんでした。今思えば、もっと声を上げておけばよかったとも考えます。 基番創設(平成9年)時に徹底的に手番統合を行っていれば、ある一定量は解消したのではないかと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
628	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし		最初は単純な未統合記録があるだけかと思っていた。それが平成19年5月ごろ。その後、特別便などで調査を行うようになってから記録がもれていることや氏名の読み仮名が間違えて収録されているなど数多くの不備な記録があることがわかった。平成19年8月ごろから。	こちらが把握している記録などでは極力事業所名や所在地などをこちらから告げてご本人の記憶を呼び戻してもらうように対応した。相手から申し出のあった場合には申し出の会社以外でも本人の事業所名称が似ている事業所などでは記録がないかなど検索するようにしていた。 問題点 紙台帳からオンライン記録に収録するときに国民年金の普通台帳とよばれるものを処分してしまったこと。 戦時中や時間の経過などで厚生年金の名簿についても存在していなかったり破れてしまって確認できないところがあったりすることなど。
629	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題について、認識していなかった。 テレビ、新聞等で知った。	
630	地方庁	その他(社会保険事務所)		やみくもに人員を増やしても、効果は上がらない。 当時(紙台帳管理をしていた頃)を知る人を雇い入れるべきではないかと思います。	正直、未統合の記録がここまで多いとは思わなかった。 時間が経つにつれ、オンライン化するときの事務処理の甘さがこの状況を生み出している。紙台帳時代、フリがなをつけていればこういうことの大半は防げた。 この問題が存在することを知ったのは、マスコミ等の報道により知った。	可能な限り、移動年金相談や年金相談窓口で過去の記録を思い出していただくよう、お客様へ働きかけた。 本人は「会社勤め」していたとは言っても、実際に「社保適用」になっていない場合が多く、法人登記＝社会保険適用ではなかったことが混乱の原因の1つではないかと思う。 過熱する報道に対し、弁解ではないが社保庁として正しい情報を国民に知らせてほしかった。 (記録は「消えている」訳ではなく、「統合されていない」ものが大半である。オンライン上には存在
631	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		年金記録問題は大変重要なこととして、早期に正しいものにすることが大切と思いました。 年金記録問題の存在を知ったのは、問題が発生した平成19年でした。	特別便による記録の回答や記録照会に基づいて、早期に回答を行うようにしてきました。 記録の管理は長期間にわたるものであり、大事なものであるため、管理者として、すべての記録をオンラインにデータ化することと記録に関するものは何でも保管しておくこと、またオンラインでの検索方法を多様化することでより正確に記録確認が出来たと考えます。 記録の確認においては、同一の方に何度も照会を差し上げてしまい、迷惑をかけてしまっているため、こちらの全記録をすべて再確認して、最終確認の形で本人照会ができれば、一度の確認で出来たのではないかと考えます。
632	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	12月中に3月末まで受付した分を終了させるということだが、もう少し時間をかけてじっくり調査すべきである。	・年金請求時に本人が申請を忘れていた。 ・基礎年金番号導入時の統合もれ。等が、主な原因だと思っていた。 しかし、実際に作業をしてみると手書きのため、字が汚くて特定できないものや記入ミス、記録の管理体制が良くなかった部分も大いにある。 この問題が存在することを知ったのは、特別便の作業をはじめてから。	本人の申し立てに対し、記録を確認できない場合であっても、検索の範囲を広げるなどして(氏名の読み、生年月日など)調査した。 問題点は過去における記録の管理体制。
633	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません。	事務所職員はもちろんのこと、定期便専用ダイヤルの対応者に年金記録管理の歴史を教育し、対応の質を高めること。	基礎年金番号設定時や裁定請求書の提出時に、ご本人様からの申告漏れが原因の大半と認識していたが、後に番号の中に入っている記録自体に間違いが多いと知り、社会保険庁側の責任を痛感した。問題の存在を知ったのは、世間で騒ぎ出された頃と同時期。	特別便などの問い合わせに真摯に答えようと対応した。問題点は、紙台帳管理時代のチェック体制の甘さだと思われる。
634	地方庁	その他(社会保険事務局)	知らない	不明	平成19年6月に5000万件の問題が出て、数の多さに驚いた。 5000万件あるというのは事実であり、持ち主を探すのは当然のことであり、大変な問題だと思った。	名寄せをする前に、中途半端な年金記録(名前がないものや、取得から途中まで又は途中から喪失までの記録)の整備に当たったが、原票時代を思い出して、色々可能性を考え、統合作業をした。 問題点は色々あると思う。自分が若いころは、業務センターから事故リストが送られてきて、それで記録の補正や訂正をした。前記のような記録はもっと以前から整備は可能であったと考える、なぜやらなかったのか。又基礎番を導入したときに、それ以外の手番の調査を徹底的にやるべきであった(未回等がかなりあったと聞いている)。年金請求時に社会保険事務所の窓口で、どこ
635	地方庁	社会保険事務所長		現在実施している特別便・定期便にて、ご本人の記録を確認していただき迅速に調査を行うことです。 紙とオンラインの記録の突合も早急に完結すること。	本人がいつでも確認できる機会が設けられていなかったため、修正ができない時期に誤りが判明するような不完全な制度となってしまっていた。 個々の事例は以前からも発生しており、法的な改善(誤りが発生する余地が無い制度)が必要であると考えていた。	事故となった場合は、その時期にある制度の範囲内で解決するように対応していました。 迅速な制度改正が必要であった。 お客様からの苦情を制度改正に生かしきれなかった。
636	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現在行っている方策を続ける。	報道されるのと同じ頃に知りました。 最後のお一人まで記録回復しないといけない問題と思います。	マニュアルにそって正確に対応しようとしました。
637	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	ただ人を増やすのではなく、年金に精通した方々の力をお借りすることだと思います。	年金問題を知ったのは報道で、正直驚って驚きました。	既に端末が導入されてからの入庁である私は、紙台帳を目にした事はあっても、紙台帳と端末で記録が相違しているなど考えもしませんでした。端末に入っている記録が全てであり、「宙に浮いた年金」も、基礎番導入以前の、旧姓使用による未統合分だと思っていました。ですが、現実には台帳と端末で記録が相違しているものや、端末に記録すらはいっていないものなど、なぜ？？？と思う内容ばかり・・・。今はただただ正しい記録にし、自信をもってこの記録が正しいと言える状態にすることではないかと思いますが、年金記録問題以降、精通した職員の数も不足し、なかなか困難な状態です。この問題を解決する為には、ただ人数が増えればよいというわけではなく、精通した方の力が必要不可欠と思います。
638	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	職員全員がこの記録問題を共有し、一丸となって対応する。	基礎年金番号導入により、国民ひとり一人に付番されているものと認識していた。 平成18年頃	窓口において、基礎年金番号等の記載がない場合、その確認を行い、その判明に努めた。 特別便等提出のあった者に対し、その調査に時間がかかり回答が遅くなった、速やかに回答すべきと思います。
639	地方庁	社会保険事務所課長級以上		期間調査や再裁定については、熟練職員のマンパワーが最大の方策だと思います。 また、紙台帳等との突合を徹底的に行った場合、年金額が減額される方に対する、救済措置が必要だと思います。本人は忘れていた記録を統合して、年金額が減額になる場合、対応が大変難しいと思います。	加入していた年金記録は、照会時や年金請求時には、ほとんど確認できると考えていました。 しかし、記録問題が表立ってきた頃から、これだけ大勢の受給者、被保険者の方々の記録がもれていたことに、正直驚きました。 また、古い記録の管理等が非常にお粗末だったことを認識しました。	窓口や電話での対応では、できるだけ安心していただけるような対応を意識しています。 例えば、窓口で期間照会相談の場合、こちらが調査した記録や方法を出来るだけ詳しく説明しています。 記録問題の反省としては、一番は記録管理がずさんだったことだと思いますが、加入届等が届け出主義であることも原因であると思います。 記録がもれていると申出をされている方でも、その当時は会社や本人からの加入届が提出されていない場合も相当あると思います。社会保険庁の広報や指導がなかったのが原因かもしれま
640	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	文書による勧奨や、電話・戸別訪問による確認には限界があるので、すでに名古屋市等でしていただいたような市町村の協力が不可欠だと思います。	健保・厚年の資格取得届の基礎年金番号が空欄で届出されることは現在においても多々あるので、基礎年金番号が導入される以前は一人に複数の番号が払い出されることはたくさんあっただろうとは記録問題としてとりあげられる前から認識はしていました。	記録問題としてとりあげられる以前より、基礎年金番号と統合されていない手番を持つ人が多くいるだろうとは認識していましたが、年金請求時に統合されているものと思っていたので、受給者に対して未統合の手番がこれほどあったことには衝撃を受けました。自分自身も裁定請求時に確認するので複数番号をもっていても問題はたいしてないのではないかと思っていましたが、いわゆる申請主義といわれる姿勢に問題があったと思いますし、反省しています。
641	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	国民年金においては、年金番号からマイクロと市町村台帳が検索できれば、今よりスムーズに、早く、正確に記録を補正できると思います。	お客様が、年金を裁定請求された際に記録を確認していたので、大きな問題として認識してませんでした。	年金の記録はお客様の財産であるので、細心の注意を払い、丁寧に迅速に記録を管理しなければならなかったと思います。 今後も、年金記録はお客様の大切な財産であることを肝に銘じ、お客様の立場に立って、業務を遂行しなければならないと思います。 1日も早く、正しい年金記録に訂正し、お客様が安心できるよう全力を尽くします。
642	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし。		オンライン完成以降は記録が正しく整備されていると考えていたし、国会等で取り上げられ初めて認識した。	特別便をはじめとする記録問題を最優先に対応した。 記録の管理状況やオンライン移行の過程など、本庁において行なわれていたことは地方庁にいた職員は知る由もなかった。収録されていない記録、不整合の記録がこのように存在していたのなら、オンライン完成以降、早い時期にすべてを明らかにし、要員確保を図りながら名寄せ作業等を始めていたなら、今の状況を招くことはなかったのではと考えている。
643	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	現在派遣職員等の増員によって対応しておりますが、正確に迅速に問題を解決していくためには長期的に業務に従事できる人間の増員が不可欠だと思う。 また、問題解決にむけた迅速な対応の必要性は充分に認識しておりますが、正確に解決していくためには、いつまでに受け付けた書類を必ずいつまでに回答するといった期限を設けてしまうと時間に追われ丁寧に事務を行っていてもあせりからまた同じように年金問題が起こってしまうのではないかと不安である。	採用が基礎年金番号導入後だったにも関わらず、なぜ一人の人にいくつも番号があるのか不思議だった。 記録のオンライン化や基礎年金番号導入時にきちんと記録の見直しを行っていればここまで大きな問題にはならなかったと思う。	事務所では疑義後の処理など丁寧な事務を心掛けていました。 組織としての反省点は膨大なデータを管理している部署があるのであれば、 未統合記録の件数公表や、記録補正・訂正の勧奨などを積極的に行わず 全て本人の申し立てによる処理しかおこなわなかった点だと思う。
644	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし。	個々の事案を一件づつ地道に片付けていくしかないと思う。	余りにも管理がずさんであると思う。はっきりは覚えていない。	一件づつ慎重に解決していくしかない。 管理に問題があると思った。
645	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	[解明すべき記録]平成19年に事務所において「ねんきん特別便」のお客様対応をしている時、①採用時に、採用年齢未満で生年月日を偽って勤務事業所に届けたていた人。②名前が嫌いで、異なる名前を勤務事業所に届けたていた人。など、架空の年金記録が管理されているケースがあった。	[解明すべき記録]架空の年金記録が管理されている場合、本人の記憶をたどっていくことが必須条件となり、「名寄せ特別便」のフォローアップ対象者を追うことが解明に繋がる。 特別便で多くの記録が解明されつつあるが、前記のとおり予測もしない行為のため終盤に差し掛かって行き詰る状況もある。拙速をさけ関係機関の協力をいただくなど時間がかかっても解明していく努力が必要である。	平成10年頃、当時、磁気カードのみでWMの操作ができる状態であった。職員の中には、磁気カードを放置して他の業務を行う職員がいた。これは、個人記録の管理上問題が発生すると感じた。	平成11年頃、システム運用管理研修が行われ、磁気カードのみでWMの操作ができる状態であったので、磁気カードのみでの個人記録の管理は、現場の管理だけでは危険であること。ID－パスワードを設定できるよう進言したが、当時の社会保険業務センターの回答は今後検討するで終わってしまった。 現場の建設的な意見を聴いていただければ、「覗き見事案」や「コンピュータの不正使用」ももう少し減らせていたと思う。 年金記録問題に限らず、法令通知にしても、上部機関は現場の建設的な意見を真摯に受け止めて対策を速やかに講ずると共に、現場は建設的・効果的な意見を発信していくことが組織の活性化にとって重要であると思慮します。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
646	地方庁	地方社会保険事務局長		国民の皆様に対する全職員の責任感、解決しなければならないという取組みの意欲・意思が重要と思います。また、手法において特効薬的なものはなく、地道に取り組むことと思います。 事務所職員が他の平常業をこなしながら行うのではなく、この問題解決に必要な現有情報を早急に一元的にシステム管理し、一箇所で集中的に取り組む必要があると思います。非常勤職員の手当てはされているものの、中心となる職員はもともと無い中での取組みであり、職員の意欲の持続や平常業務に対する影響、サービスの向上に対する影響が懸念されます。	年金記録問題は、国民の皆様さんに先ずはお詫びをし、全職員が組織を挙げて解決に向けて取り組むことについて理解をいただかなければならないこと、この問題にはお一人お一人のご協力が不可欠であることの理解をいただく必要があること、また、年金記録への信頼、事業運営への信頼を得るためにはこの問題の解決が不可欠であると認識しています。 また、この問題の発生は、制度の複雑さ、記録を作成する組織が市町村、事業所、社会保険事務所、業務センターと輻輳するなかで、膨大な記録を作成、チェック・確認、管理する仕組みが、人員、予算面等で十分でなかったこと、基礎年金番号の導入時、コンピュータ管理へ切り替え時の膨大な作業が正確でなかったこと等様々な要因が複合的に重なり発生した問題であると思います。また、職員意識には、年金裁定の際に本人に確認するのその時点で補正が出来るとの思いはあった思いますが、決して記録が不正確でも良いと思っていた職員はいなかったと考えます。	この問題の取組みのスタート時から事務局の管理者として推進する立場にありましたが、関係団体との会合等機会あるごとに、お詫びと取組みについての理解をいただくことに努めてきました。 また、内部的には、自ら率先して取り組むこと、職員のモチベーションを高めること、平常業務との優先度を的確に判断指示すること、県全体で組織内の事務量を平準化すること、処理計画を明確し進捗管理を徹底すること等に心がけてきました。 また、年金記録は、作成時点で確認等を徹底し正確な記録を管理することことが重要であり、記録問題の処理に当たっても新たな記録問題を発生させないことの重要性を訴えてきました。 反省点としては、もっと早い時期から組織内の業務量を平準化を図るべきであったと考えています。
647	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に無し		必ず解決が必要な問題。 テレビ、新聞等で。 基本スタンスとして申請主義をとっていた関係で、年金請求時点での整理と考えていた。	解決に向け努力した。
648	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	全国の旧台帳記録等がオンラインで、できるだけ瞬時に検索できれば早期解決ができるのでは？	裁定請求の時点で本人が申し出すれば解決できるものと認識していた。	裁定請求時にできるだけ本人から過去記録について聞き取りしていた。
649	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在の取り組みを遅滞なく速やかに行うべきと考えます。	年金の裁定請求時にすべての確認が行われるので大きな問題はないと考えてていました。しかし、マスコミなどで大きく取り上げられるようになり、問題なのではと感じるようになりました。	年金特別便の対応に全力を挙げて取り組みました。また、特別便の発送については一時期に集中したため、大変な混乱が発生しました。発送時期を工夫すれば混乱は少なくできたのではないかと思います。
650	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません。	どこまでやったら解決なのでしょうか？未判明の記録がゼロになることですか？私たちが今後も引き続き加入記録の調査確認を行っていくことが一番の方策ではないでしょうか。 あとは、基礎年金番号導入前の共済期間をとにかく早急に統合、収録していただくこと。	年金制度への加入、保険料の納付、年金受給といった一人ひとりの長期にわたる記録を管理する保険者として、記録の不備はあってはいけないこと。 マイクロとWM記録との不整合についていえば、10年ほど前。	誤りがあったものについては、補正をしていく。 反省点は、基礎年金番号導入時に本人からの他手番の回答をしっかりともらっておくべきであった。導入前の共済記録は退職している記録も含めすべて提供してもらうべきであった。 被保険者のかた、事業所のかたに加入記録に対しての周知をもっと前から行う必要があった。
651	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	お客様よりご照会いただいた職歴等について誠意をもって調査を行い、判明した記録について速やかに給付に結びつけることを積み重ねていくしかないと考えている。	WM上の記録と台帳記録が相違している場合があること、台帳保管状況が各県ごとに異なる(天災、戦禍による亡失ほか)があり、記録によっては調査不能となりうることから、解決が極めて困難な問題と認識している。	お客様からの職歴の申し立てについて、誠意をもって聞き取りを行い、調査を行うこと、調査の結果判明しない職歴については、必要に応じて第三者委員会への申し立てが可能であることを説明し、一人でも多くの方の救済につながるよう対応した。 職歴の聞き取りのなかで、40年以上前の記憶をたどり、立証資料を求めることはお客様に多大な労力を強いることから、5年～10年毎に納付記録をお知らせする体制がもっと早くに構築できていれば、記録の確認作業もスムーズにできたのではないかと考える。
652	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	まじめに本当に年金を支払った国民の皆様が、不利益を受ける事のないように対応していく事。 一件一件検証していく必要もあるかと思います。	国民年金の仕事をしている時に、基礎年金番号に手帳番号の登録作業はしていましたが、まさか未統合の手帳番号がこれほどあるとは驚きでした。	当時の市町村役場の年金担当と協力して、手帳番号の統合処理を進めていました。 各社会保険事務所では、未統合の件数がどの程度あるのかは把握出来ませんでした。 基礎年金番号制度を導入してからの、計画的な手番統合作業が必要だったのでは(例えば、当時手帳番号統合目標数設定及び、統合進捗率管理等公表など)
653	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	すべての紙台帳の記録をデータ化し、検索可能とする事。(厚年、国年共通) また、事務所の分割及び市区町村の合併等に伴い、課所符号の変更等があったり、記号の二重払い出しがあったりと事業所検索に支障があるため、整理記号等の整備を先に行うべきと考えます。(厚年)	期間照会等で氏名収録の無いデータや、カセット解除が必要な記録が存在していることは、知ってはいたが、公表された5千万件も存在するとは思いもしなかった。 年金給付課に平成17年4月に移動となり、その際に知ることとなった。	現場では、全体のデータを見れるわけではないので、照会のあった記録を1件1件丁寧に調査していくよう心がけました。 現在の様な、コンピューター管理の時代が来ることを紙台帳時代に予測することは不可能であったと思われます。 紙台帳の記録をデータ化する事は困難であったとも考えますが、データ化した際、不備記録となった記録の存在を知っていたいたのであれば、放置せず、少しずつでも整備していけばここまでの問題にはならなかったと思います。 「対応の遅さ」と「請求主義の考え方」を反省点と考えます。
654	地方庁	その他(社会保険事務局)			私が就職した平成10年当時は、基礎年金番号導入前の年金記録は、年金裁定時点で正しく統合していくものだと認識していたため、このように「消えた年金」という表現で一般の方々が不安にかられるようになるとは思いもよらなかったです。ただし、マスコミで大きく取り上げられるようになって、実際に紙台帳からのデータ化の段階で不備があったりしたことや、標準報酬を引き下げる等の不適切な処理を行ったりしたという深刻な事例があることを知りました。	自分が直接関わったことではないとはいえ、国民の皆さんから厳しいご意見をいただく日々が続きました。すぐには解決できない問題も、まずはその方のお気持ちを受け止めることを重要視し、十分にお話を聞いて、せめて対応について重ねて不愉快なおもいをさせることのないようにしました。一職員としてできることには限りがありますが、このような対応でまず信頼回復に努めつつ、大きな組織としては早急に有効な対策を考えていくしかないと思います。ひとつひとつの年金記録を、人生を左右するものとしてもっと重くとらえる…ということに尽きると思います。
655	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	法による一律救済と不正者の厳罰化	NTTデータのシステムの欠陥よるものが大部分と思われるオンライン初期稼働時点よりカタカナで同姓同名が多いと聞いた	居所生年月日等履歴を功徳聞いた。基礎番号導入時の履歴等調査確認で手番の統合をすべきであった10年かかってもいまならすでに解決している。
656	地方庁	その他(社会保険事務所)				
657	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	持ち主のわからない記録を1件でも少なくし、正当な年金額の需給に結び付けられるようにしなければならない。そのため、市町村などにも協力を要請し不明な記録の判明を進める。	紙台帳時代のずさんな記録管理等により、持ち主不明の記録が放置されてきた。よって、実際に受け取れるはずの年金額より低額になってしまっている受給者が多く存在しており、その救さえ特定できない状況になっている。この問題を知ったのは、現に報道により明るみに出た平成19	個々人の記録に限らず、機械管理ではなく手管理のものについては、だれが見てもわかりやすいものとするよう心がけた。記録問題に関してはうすうす気づいている人もいたはずなので、手遅れになるまで放置せず、その場その場で問題が解決できるような姿勢が大切であると思う。
658	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		[redacted]作業内容を知っている経験者を異動させないでください。	行政と政治家・国民の意識の違い。 年金手番の統合は進めていたし、裁定請求時にきちんと整備すれば良いものと理解していました。 問題を知ったのはマスコミで騒がれてからです。	年金問題が世間に広まってからの最初の仕事は社会保険事務所へ出向したときの仕事でしたので、丁寧に説明することを心がけました。 反省点は国民への説明不足だと思います。
659	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	なし	年金記録問題に関する政府の閣僚会議で示された取り組みを，工程表に沿って確実に実施していくこと。	この年金記録問題を知ったのは、18年から19年にかけて問題が明らかになった時です。	国民の信頼回復に向けて、おかれた立場の中で対応してきました。来訪された国民の皆さんへ制度の説明、記録の確認和丁寧に行い、誤りがあれば申し出を受付、早急な記録の整備回復に努めてきました。 反省点としては、複雑な年金制度を熟知した職員の不足でした。現在でも臨時職員を投入して作業をしておりますがすぐに対応できるものではありません。今後、日本年金機構に移行しても熟知した職員の措置をしていくことが必要と思います。
660	地方庁	その他(社会保険事務局)		時間がかかろうとも、全職員にて一つ一つ確実に解消していくしかないと思う。	宙に浮いた年金記録については、地方の職員は全く認識しておらずマスコミで騒がれだして知らされた者がほとんど。本庁がそういった記録に対してもっと早く対応していればこんな大事にはならなかった。地方の職員で年金機構へは行けず分限免職になる方がたくさんいるが、年金記録問題の根源である本庁の職員も責任をとってほしい気持ちである。	私も年金機構や厚生局には行けない入間であるが、それに臆らず現在でも懸命に微力ながら記録問題解消に努めている。しかしそれもあと一ヶ月。二十数年、社会保険業務に対し真面目に精一杯やってきたつもりだが、こんな最後になるとは非常に残念である。今後年金機構がどうなろうと私の知るところではないが、時間がかかろうとも国民のために一つでも多く記録解明に努めて
661	地方庁	その他(社会保険事務局)		人員増加	国民年金担当時、マイクロ、画面、市町村記録の不一致等が多々あり、紙台帳からの移行時、チェック機能があまり機能していなかったのではと感じました。それらは請求時にチェックし、ちゃんと受給できるものと考えていました。 これらが年金記録問題だと感じたのはマスコミ等で騒がれてからです。	特別便対応窓口で、記録漏れのないよう、できる限りの調査をし、本人の記録に結びつけた。 来所したお客様で、基礎年金番号導入時にちゃんと来所し、番号をすべて見つけてもらい、画面もすべて持参しているのに、特別便では未統合であるかたが救済おられました。 当時、統合をしっかりやっていなかったことも一因となっていると思います。
662	地方庁	社会保険事務所長	特に、ございません。	国家事業と位置づけて引き続き全国民に理解を求めながら 1件1件と記録解明に向けて着実に行う方法しかないと考えます。	平常業務を止めてまで最優先課題と認識して記録問題の滞留解消 に向けて積極的に取り組んできました。 この問題を知りましたのは平成19年5月頃、新聞・国会での場面等 により知りました。	上記のとおり、滞留解消に向けて、この間、積極的に取り組んで参り ました。事務所では平成20年度事業実績のサービススタンダード部門 において年金給付の裁定請求書における処理進捗率および記録問題 の記録に結び付くものの再裁定の処理進達における進捗率において、 社会保険庁長官表彰を受賞いたしました。 また、現時点で見た場合において記録問題についての反省点としては 短期間と言った取組めみに職員が削減の中でスケジュール的にまた、 解消に向けた計画性に限界があると考えます。
663	地方庁	その他(社会保険事務局)	文字の読めない古い台帳がたくさんあること。		基礎年金番号制度開始時の手番統合にかかる案内不足と認識。 加入証書や、年金手帳の紛失等が多く、被保険者に対しての年金の重要性の周知不足と思っ	記録照会票を提出されるお客様の記録を、聞き取り等行いながら探す。 初めて年金手帳の交付をする方に紛失しないよう注意を促すなど。の対応。
664	地方庁	その他(社会保険事務局)			すでに社会保険で年金業務等に従事するようになった時には、WM上に登録されている被保険者の記録は不透明なものが多くありました。昔には厚生年金、国民年金、船員保険などそれぞれで年金番号が発行され、当時はそれぞれ1つずつ発行するはずでしたが、被保険者の方は事業所に就職されるたびに年金手帳を持参されなかったり、なくされたりしてそのたびに新しい番号を交付していたようです。基礎年金番号が発足した当時に全国民がもしくは国を挙げてしっかりと一本化していれば少しはなんとかなったのではないかと思いますが、年金をもらうまでに記録を統合していればいいという安易な考えていたため、バラバラになっていた年金がマスコミに大々	自分が出来ることといえば、年金を受給される方、年金の相談に来られた方の記録を見つけ出してあげるということしかありません。ただ今やっていることと同じで、名前の違う読み方や事業署名から検索をかけるなど、本人の記録を見つけるためには当たり前の事なので、それをそのまま続けています。 問題点としてあげることがあるならば、やはり機械管理になる時のデータ移行の不手際や、昔紙台帳で管理していたことに原因はあると思います。やはり人の手で字を書く上では読めなかったりすることがとても多くありますし、全国を統一してデータをまとめるには紙台帳では難しいもので

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
665	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	早期に被保険者名簿等を画像化し、WMに照写できるようシステムを構築すること。	ここ数年から非常に重要な問題と認識する。	できるだけ早く申出人あて回答しようと努力している。 ただし、年末に向けての大事な時期に払出簿、被保険者名簿の画像化作業が重なり、回答作業が困難を極めた。 過去の被保険者台帳が難読なものが目立ち、記録確認作業に時間がかかる。 必要な予算を投じ、コンピューター化し、今の「ねんきん定期便」のような事業がもっと早くできていれば早期に解決できたのではないか？ 結果、あまりにも現場(事務所)に負担をかけすぎ。
666	地方庁	その他(社会保険事務所)			6、7年前に国民年金のCMに起用されていた江角まきこさんの年金未納問題から始まり、さまざまな国会議員の未納問題が騒がれてすぐに、年金記録の個人情報が漏洩されていることを知りました。 国民の大切な年金情報がこのような形で、漏洩されていることにすごく驚きと落胆したのを覚えています。 このようなことは、絶対にあってはならないことで、職員一人一人が、責任を持って、個人情報の	国民一人一人の大切な年金記録を扱っていることを、常に自覚し、業務に取り組む考えです。 個人情報の保護の徹底と大切な年金記録を正確に扱っていくことが大事なことだと思います。 お客さまの満足度100%を目指し、親切、丁寧に今後もお客様と対応していく所存です。 反省点としては、お客さまの大切な年金記録情報を扱っているとの一人一人の認識不足が挙げられると思います。
667	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません		お客様の人生に係わってくる重大なことなので一刻も早く解決をしなければならない。	窓口で対応する際、時間をかけて探し漏れがないよう徹底的に調べるよう努めた。反省点は、記録を一つにまとめないといけないということを、もっと大々的に周知するべきだったと思います。
668	地方庁	その他(社会保険事務局)	厚生年金の被保険者記録がオンライン化されていない頃には、被保険者記録の照会に対して調査し回答処理をしていましたが、その際に本人からキチンとした申立がなければ記録が見つからないなど、調査の方法にも職員の経験や知識が必要であることも認識していました。	年金記録が見つからないものに対しては、お客様からの記録照会の申出には、出来る限り当時の事業所に関係する内容等を記載し照会していただく必要があると思います。 年金手帳番号の記録が、全てデータ管理されオンラインで確認できることを望みます。	年金記録問題は、記録管理の歴史的、構造的な要因で、基礎年金番号制度では手帳番号の統合がされていないなど、国民一人ひとりの記録管理が不十分であることを問題と認識していました。社会保険庁の管理する年金記録をお客様にオレンジ便で送付されようとしたときに問題意識	年金記録の定期便が送付される以前に、社会保険庁での記録照会に対し対応がとれるようデータ管理を行ったうえで通知すべきであったこと。また、一斉に通知するのでなく、年齢別等の通知方法で長期間かけて対応すべきであったと考えられます。
669	地方庁	社会保険事務所長	特になし。	示されている「年金記録適正化実施工程表」及び「年金記録問題のこれまでの取組と今後の進筋」等に基づいた方策によればよい。	業務処理取扱要領(現在いわれているマニュアル)等に基づき業務を進めてきており、正しいことをしていたとの自負心もあって、平成19年の記録問題が公表されまでは、存在自体知らなかった。 ましてや、社会保険大学校倉庫に大量の記録が山積みになっていたなどの報道があったときは、がっかりした。	記録もれの方については、少しでも早く救済すべきであると考えるとともに、年金制度への信頼が寄せられるよう、すべての国民の皆様に安心してもらいたいと、与えられた取組を職員とともに昼夜対応した。 コンピュータシステムが古く、記録管理方法等の改善が遅れたことが一番の原因であると思う。 日々のシステム開発が必要であったと考えるし、システム改善に伴う、業務処理方法の改善が必要であったとも考える。 なお、特に、国民年金の領収書所持者にかかる記録なしが多数見つかったことは、あってはならないことだと考える。
670	地方庁	その他(社会保険事務所)	第3号特例納付届出に関し、実際、被扶養者と思われない期間(雇用保険をもらっている等)でも、申し立てするだけで、納付済み期間として認められる。	マニュアルをしっかりさせる。(業務の定型化を図る。全職員、同じ対応ができる体制をつくっていく。) また、トラブル発生時にスムーズに責任者に引継ぎができる体制をつくっていく。	お客様の申請漏れで年金問題が発生しているものと思っておりました。10年位前からそういった問題が存在していたこと知っていました。	アカウンタビリティを果たす。隠蔽をすることなく、誠実にお客様に対応をしていく。
671	地方庁	その他(社会保険事務所)			制度が複雑なため、ねんきんシステムがわかりづらい。 2007年頃	制度の複雑さもありますが、基本的な情報(氏名のよみ、生年月日の間違い)の管理が正確でなく管理できない状態。 制度の簡素化と、一人一人の情報を生まれたときから管理していき、所得、納税情報など必要な項目は網羅したほうがよいと思う。
672	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	現状の方法ですべての加入庁が完了するわけではないが(高齢者・死亡者についてはかなり困難))再度判明してない記録については、ある時期(たとえば平成22年4月時点)において年齢別に抽出し再調査をする。	組織全体の問題であるがあまりにも過去の記録管理がずさんである。 ただし、昭和20年代、30年代においては今ほどコンピュータが整備されていたわけではないので難しい問題ではある。1人1人の記録を80年、90年も管理する官庁はほかにはないしかなり前からこうなることが先送りになってきたことは問題あり。	1人1人の加入記録が正確に管理され、受給年齢に到達したら迅速に支給されるよう又、すでに受給されている方については、記録を再調査し増額改定対象者については最新定が早急に処理されるよう心がけた。 もっと早くから、たとえば基礎年金番号導入時(平成9年時)にもう少し重きを置いて調査をしていればこれだけの件数にはならなかったのではないか。
673	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に思い当たる点はありません。	マイクロフィルムと被保険者原票・台帳との突合だと思いますが、当時は朱書きがあったり、スタンプ印が薄かったりで判読不可能なものも発生すると思います。	被保険者原票の返還後、不備のために事故リストとして返戻されたものが長期間保留されていた記憶があります。昭和50年(採用後5年経過)頃であったと思います。	軽微なものは再進達したようですが、調査を要するものは滞留したまま大分時間経過後に再進達したと思います。係長クラスが担当したと思いますが自分としても余裕がなく目の前の業務にあたっていました。当時の社会保険の全体の流れ・システムを理解できていなかったことが反省点であり、事故リストの重要性を認識できませんでした。
674	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		いろんな問題を同時進行していくのではなく、一つ一つ順番に整理解決していくことが望ましいのではないか。 担当がはっきりせず、一つ一つが中途半端に進められている。解決しなければならない事項を整理しそれ解決するには、まず何を先に整理補正しなければいけないのかを考えていかないと今までのように山が過ぎたあとでの対応となってしまっている。	このような、未整備の記録が存在することについては、記録問題が大きくなってから。	もっと早い時期に本庁と地方での記録の管理、整備状況をお互いに認識できていれば、もっと違った対処法ができていたのではないかと思われる。
675	地方庁	その他(社会保険事務局)	もしかしてまだあるのかもしれませんが個人的に知りません。	アルバイトや派遣業者に頼るのではなく。責任あるものに過去の年金記録の管理の変遷や制度に精通した人材を個人の能力に頼るのではなく組織的に育てることだとおもいます。あと人が足りないと思います。	採用され15年ほどになりますが、年金給付の業務にかかわったときおかしな記録がたまに見られたので氷山の一角とはおもっていましたし、そんなものだと思っていました。 複数手帳番号の未統合に関してはそれが、当たり前であり年金裁定時に統合されればよいものと、なんとなく上司等から教わった記憶があります。 また裁定の本人記録の確認に関して本人の記録かどうか疑わしいものに関してはこちらから進んでお客さまにヒントを出さないような指導を受けていた気がします。	すくなくとも一人にたいして複数番号がある状態は避けるように心がけていました。年金番号を乱発したのは大きな原因だと思います。 もともと厚生省社会保険庁は保険料徴収や医療保険部門を重視したため年金記録や支給に関して人材や部署の扱いが軽かったのではないでしょうか。 また記録の不備や未統合が多いことは十分わかっていたのにその場しのぎの対応しかしてこなかったつけだと思います。
676	地方庁	その他(社会保険事務所)	把握していません。	するべきことはすべてやったうえで誠心誠意対応していくしかない。	基礎年金番号導入後、重複取り消し処理をしていけば解消されていくものと思っていた。 その後、ねんきん特別便が年金受給者等に発送され始めてから年金記録問題が存在することを知った。	新規適用事業所説明会、社会保険委員研修会等において重複して番号をとらないよう説明してきた。また、窓口確認、事業所調査時においても指導してきた。 反省点としては、基礎年金番号導入以降の広報が不足していたと思う。繰り返し工夫しながら広報していくべきだったと思う。
677	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	申し訳無いのですが、特にございません。	現在、作業のノウハウを持つ委託業者に随意契約で引き続き作業を委託させその代わり委託業者の作業人員を増員させる事が早期の問題解決に必要な方策であると私は考えております。 それは、毎年の入れにより新しい業者になれば、作業に慣れるまでには相当の時間を要し、その結果、事業の進む具合が遅く、国民からの信頼を回復する事は遠い事になると想像出来るからです。 上記方策が取れないのであれば、作業職員の人数の目を向けて、現在の倍とは言わないまでも増員を行い作業する事が、もう一つの方策であると私は考えております。	本人からの申請行為が無いと記録の発見も統合も出来ないのが大前提であるとはいえ、国民全体の由々しき問題であると認識しています。 早期の解決をと思いますが、慎重に作業しなければ別人に加入記録を統合する事にもなるため、どうしても時間が掛かるのがジレンマです。 この問題を知ったのは、入庁してからすぐです。職員の横領とかは新聞報道で知ってましたが、まさかと思っており、単なる噂と思っていました。	本人が記憶している事は概ね真実であり、何とか本人の主張する加入記録を探してあげ、現在の加入記録に統合させてあげたいとの思いで事務所照会等を行い作業しております。 この問題については、元々本人等の申請行為により加入記録の追加や修正等を行うことなので、紙台帳からのパンチの際に打ち間違い等あったにも関わらず社保庁側から国民の皆さんに加入記録確認のお願いを行わずほっておいた点が反省点として挙げられると私は考えています。 当時、保険料の納付した領収書や給料明細を残していただくようお知らせをして、現在のねんきん定期便等を実施する事で本人の記憶も証拠も残っており、途方も無い件数にならず修正であれば素早く対応出来たのではなかったのではないでしょうか。
678	地方庁	その他(社会保険事務所)	管理がずさんだった自分達も悪いが、当事者が数十年前の事を覚えていないのは当たり前のこと。 その上で、納めていないのに納めたと明らかにウソをつくお客様も多く、対応に苦慮した。	明らかにおかしいものはおかしいと説明しても、全く理解を得られず。最後は相手が感情的になって身の危険を感じたことも多々あった。 第三者委員会等の認定基準を緩めるようなことはせず、基本的に証拠を固め、毅然と対応したほうが公平性が保たれて良いと思う。		
679	地方庁	その他(社会保険事務所)				解決する側の当組織の人材育成がなされていない。 知識を身につけようとしている途中で人事異動が多くあることや、組織として解決するための人材育成の体制が整っていないため、解決できるレベルに達している人材がいない。 解決するためには、個人レベルに頼るのではなく、組織として、人材を徹底的に育成していくことが優先だと思われます。 実際に謝金職員や賃金職員の中にも豊富な知識を持った人材がいるので、、役職等にこだわらず、本当に解決する姿勢があるならば、その知識ある人間を教育係として、職員等を教育していくべきだと思われます。 知識の少ない人間が多くいても無駄なだけであり、知識の向上を個人レベルに頼っていることは、早期解決はできないと思われます。
680	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金を統合することにより年金額が減額になることもありうること。	通知類に年金額の算出方法をわかりやすく表示すること。	紙から機械化した際のパンチャー入力のチェック不足。平成9年時の基礎年金番号制度の見切り発車。未統合の年金記録は採用された当時からみかけましたが、本人確認ができない記録であるとして特に問題意識はありませんでした。	想定できる限りの氏名の読み方をかえ、氏名検索を行ったり、他庁照会を行う等で可能な限り調べるほかありませんでした。反省しても過去の行いは変えることができないので、記録統合に全力で取り組む以外にないと思われます。
681	地方庁	社会保険事務所長	特にありません	特に在りません	大変なことであると認識している。この問題が発生したときから	1件1件丁寧にこなしていくしかないと思った。統一した事務処理が無かったことによることもあるかと思われる。
682	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	のこっている台帳と突合 すべての台帳記録を機械に入れる。	昔の記録が問題である。 最近	資格調査をするときは、時間をかけて調べる。 昔の記録・台帳がない。 年金番号をとるのが20歳でなく、出生のとき戸籍と同時で、一生変わらない番号であれば1人が何枚も番号をもつことがなかった。
683	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない	定期便等での確認	年金記録問題報道が噴出したときから(これ以前に年金業務に携わっていない)	特別便等の申出に対し誠心誠意をもって対応した

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
684	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に考えあたることはありません	増員と、旧台帳等の正確なデータ化	最重要課題と認識しています。 統合されていない記録があることがはっきりしたのが、基礎年金番号が導入された平成9年1月。	国民の方々を不安にさせてことに対して、反省し、安心いていただける様説明をしました。 ねんきん特別便を急いで送りすぎたと思います。 もっと、計画的に実施していたら、国民の方々に新たな不安を与えることはなかったと思います。
685	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	解決に向けて、これまでも社会保険庁としては時の政権に相談し、やれることはやってきたと思います。引き続き現政権にも相談の上、しっかりと対応していく必要がありますが、私が思いつく具体的な解決策はございません。	年金記録問題の存在を知ったのが、本省に出向中のときでして、消えた年金が国会で話題になって、ことの重要性を認識したところ。	人事配置上年金記録問題に携われていなかったため、特に対応は行っていません。 反省点としては、 記録処理を担当していた現場の責任が大きいが、さかのぼること地方事務官制度以前からの組織体制が問題であって、本庁が地方庁をコントロールできない体質であったこと(オンライン化闘争や地方事務官問題の解決が長期化したことなどにより、現場職員のコンプライアンスの意識が欠如した。)が考えられます。
686	地方庁	地方社会保険事務局長	古い記録の中には、記録管理システムで管理する被保険者記録と年金給付システムで管理する年金裁定の元となった加入記録について相違しているものが存在している。 年金給付システムで管理している記録の補正はしたが、記録管理システムの被保険者記録の補正が行われていなかったものが存在している。	ねんきん特別便、ねんきん定期便により被保険者及び年金受給者に年金加入記録の確認をお願いしているところであり、本人からの「訂正あり」の回答があったものについて、その確認作業を早く進め、終わらせることが必要であると考える。 そのことにより、基礎年金番号への未登録の5000万件の記録やオンライン記録と台帳や被保険者名簿等の記録の相違等について解消が図られることとなると考えている。 市町村や社会保険事務所で保管している台帳や保保険者名簿の電子画像化作業により作成されたたデータを活用して、年金記録の確認を求められたものについての認作業が進むものと考える。 基本的には、現在確認作業を進めている路線を継続することと考えているが、名簿とオンライン記録の全件突合せについては、求められる効果が得られないのではないかと思う。	年金記録は長い歴史の中で、また、機械化を進めてきた中で生じた問題であると思っている。その時代その時代でできる限りのことは行ってきたところであるが、当時の社会情勢、経費、労働組合等との関係等長い歴史の中で生じてきたものである。 そのため、年金の裁定請求の時期において、職歴等により年金加入記録の確認等を行わざるを得ない。年金手帳の記号番号を複数もっている方については、早い(若い)段階で年金記号番号の重複取り消し等の手続きをとっていただく必要があると思っていた。 現場での勤務がなかったことから、具体的な年金記録問題については、平成19年6月の年金機構法案の審議の時期以降です。 オンライン記録に収録されていないマイクロフィルムで管理されている1466万件や、オンライン記録に入力された紙で保管されている旧台帳についてその経緯等について担当課長として携わってきた。	社会保険業務センターの記録管理の担当課長として、記録の補正依頼についてはできる限り早急に回答できるような体制をつくるよう努力はしてきたと思っている。 年金記録問題については、過去からの経緯もあるが、業務の機械化に係る労働組合との間のさまざまな取り扱い等の取り決めや年金記録の確認については、年金裁定請求時において記録の最終的な統合等を行えばよいという待ちの姿勢があったことなどによるものと思っている。 なお、年金記録問題が政党間での争いの道具に使われたことが余計この問題を複雑にしたと考えている。また、それをマスコミが大きくとりあげたことにより、誤っていない方の記録まで全て確認することとなり、当初の計画と比べても相当拡大し混乱を招いている結果となっていると思っている。
687	地方庁	その他(社会保険事務所)			制度の問題もあるが、被保険者の届出もれ等の問題もあるため、全国民の協力を得て解決していく問題であると認識していた。3年ぐらい前に知りました。	電話、来客の対応を親切・丁寧にすること。事務処理を正確に行うこと。 国民の協力が得られていないことが反省点と思われます。
688	地方庁	社会保険事務所課長級以上		正しい記録の確認を継続して、行うこと。 また、確認結果の確認が早くできるようにする。	以前より、お客様の申し立てが記録と一致しないことはあったが、正しい記録の確認方法には限界があると感じていた。	全所体制での電話や窓口に積極的に対応し、新しく記録が登録されたことから、先入観を持たず、また、お客様に記憶がないこともあるため、親切・丁寧な対応を心がけた。 記録の管理には、お客様自身にその都度、確認していただくことが必要。
689	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	なし	平成19年に、宙に浮いた年金記録が5000万件存在すると発表され、年金記録がかなりずさんな処理をされていることが判ったが、戦前からの記録や基礎年金による統合までの経過を考えるとある程度の記録訂正はでてくるかと思われたが、それをはるかにうわまわる5000万件という数字だった。 それは、庁が管理する年金記録を厳しくチェックしなかったことが大きな要因だが、年金請求が申請主義だということで、おうように構えていたこともあったと考えられる。	対応 自己の事務分掌の仕事を行いながら下記の対応を行った。 ねんきん特別便にかかる各社保での窓口対応の応援を行った。 「ねんきんあんしんダイヤル」にて電話対応を行った。(10日間) 反省点 社会保険庁は、基礎年金にかかる記録統合のおり、徹底的に記録照合を行うべきであった。 最新のコンピューターを導入して持ち主のわからない記録の照合や統合を行い、倍額できる年金記録を構築するべきであった。
690	地方庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
691	地方庁	その他(社会保険事務所)	特記事項なし	特記事項なし	知らなかった。2年程前に知った。	個人で動ける状態ではないので、指示通りにと思った。歴史が永遠ぎるので 加入期間漏れの詳細について職員も知らなかったと思う。基礎番号の時しっかりやっておけば。
692	地方庁	社会保険事務所課長級以上	別にない。	今でも、回答までに1年近くかかっている。処理の遅れは、定員不足だと思われる。	最初は、無年金者のみが対象だと考えていた。平成19年の中頃。	ただ、回答の件数を増やすことのみを考えていた。もっときめ細かな調査ができたと思う。
693	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在着手している調査・統合作業を地道にやり遂げること。	基礎年金番号と制度毎手帳記号番号の統合作業に時間を要すること、 及び特に厚生年金保険における複数の手帳記号番号の発行の問題、との認識しておりました。 納付記録そのものの消失や標準報酬記録の改訂については、平成19年以降の一連の報道で知りました。	届書等、年金記録に関する行政文書の永年、少なくとも100年間は保存すること。保険料時効の2年間といった短期間で廃棄し続けたことが、 問題解決に対する最大の障害と考えます。
694	地方庁	その他(社会保険事務所)		時間はかかると思いますが、1人1人の記録を調べることだと思います。	年金記録の問題ですが、このことでお客様に対して将来の年金受給に対する不安を与え保険料を払わないということを招いているのではないかと社会保険全体の問題に発展しているような気	信頼を失っていることは確かなので、お客様からのご相談・お問い合わせには親身になって接するように心がけていることと、確認作業を怠らないようにしています。
695	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	国民の皆様の信頼を回復するため、個人個人が与えられた仕事を全うにこなし、責任を待って、事務処理にあたることだと思います。	問題を知ったのは、3年程前の消えた5000万件の話題が、マスコミに報道されたときです。 このとき私は総務課にいたので直接かかわることは少なく、事務所の応援・市町村での年金相談・東京の「ねんきんあんしんダイヤル」と支援をたくさんしました。 私が入庁した5年前は事務所に人が並ぶことが少なかったのですが、このときは全く違う光景で、窓口にはお客様がたくさんいて、1時間待ちが当然のようになっているのを見て、国民の皆様の不安の多さに驚きました。 と同時に、この問題は職員全員が一丸にならないと解決できない大きな問題であると認識しました。	(8)の回答のようにこの3年間ずっと総務課のため、事務所への支援等を積極的に行い、土日の開庁などは多数出勤し、少しでも問題解決につながるよう努力しました。 この問題における反省点は、基礎年金番号ができるまで、1人にいくつもの番号を払い出しをしていたこと等の制度的な問題と、台帳とWMの記録が相違していていること等の人為的な問題の2つがあげられると思います。 制度に関しては、基礎年金番号導入により、1人1つの番号となり、解決しましたが、人為的な問題は、1人1人の意識にもかかわってくると思います。しかし、私が入庁した5年前よりは、自分も含めた職員全員が責任の重さを考えるようになりました。これにより、少しでも早く年金制度の信頼回復ができるのではないかと考えます。
696	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	下時点で思いあたりませんが、ほかにもないかを問題意識を持って考えていきたいと思います。	記録問題の解決にあたっての調査及び整備については、各都道府県ごとに名簿の記載の仕方など事情が違う為、実際にその都道府県で従事した者のほうが、効率的にできると考えられるので、問題解決までは広域配転を最小限にすべきではないかと思います。	統合のされていない年金については、再就職時には必ず被保険者証または年金手帳を会社に提出しなければならないということが、被保険者証または年金手帳にも表示されていたにも関わらず、提出していないものが一部あるかもしれない可能性がある思っていた。 最近になって、新聞報道などにより具体的にこのような問題の存在を知りました。	問題の認識が最近のですが、通常の業務を維持しつつ、一刻も早い問題の解決の為、今までの業務の経験を活かしていきたと思っています。 平成9年の基礎年金番号の設定よりも前のオンライン化(昭和62年頃だとおもいますが)にあたって名簿をマイクロ化する時にきっちり整理するように本庁が判断すべきであったと思います。
697	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	専門家の方の意見を取り入れ、記録の調査を地道に進めるべきだと考えます。	平成19年当時です。	行政文書関係書類を、きちんと管理のうえ永年保存にすること。
698	地方庁	その他(社会保険事務局)				
699	地方庁	その他(社会保険事務所)				
700	地方庁	社会保険事務所長	とくにない	地道に一つ一つ丁寧に調査していくこと	マスコミで騒がれた時知った	入力した後の確認行為を正確に行うことが大事だと考える。
701	地方庁	その他(社会保険事務局)	発表、報道されていることしか把握しておりません。	当方に落ち度がある以上、申し立てがあったものについて一律に救済するしかないと思います。それでも、既に亡くなられている方の記録等解決できない部分が残ってしまうと思います。	国民年金担当課に在籍していた際に、「昔のこの期間について、国民年金を納付したはずだか未納扱いとなっている。」との来客が何度かありましたが、当時は本人に勘違いだろうと思い、そのように対応しておりました。その後報道等により(平成19年の夏頃だったと思います。)、宙に浮いた記録等の存在を知りました。	記録について、本人と納得がいくまで話し合うよう心掛けました。この問題の反省点としては、平成9年の基礎年金番号導入時に徹底して、記録統合に努めるべきだったと思います。完璧ではないかもしれませんが、ここまで皆様に迷惑をかけることにならなかったと思います。当時、組合(職員)の権利意識が強すぎたこと、責任感の無さが事態を招いたと思います。
702	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			期間照会業務の担当をしたことがあるが、記録整備(オンライン化)がまだまだであり、名前、生年月日に確認して記録を追加していた記憶がある。(平成2年頃)受給権が発生する前に記録整備が必要であったと思います。	当時、組織全体として取組むべきでしたが、なにもできなかった。 いまでこそ、「年金」について、いろいろなところで話題となっていますが、以前から国民に対して年金に関心をもってもらう必要があったと思います。
703	地方庁	その他(社会保険事務局)		旧台帳・旧旧台帳の整理、記号化が必要と思われる。	オンライン上の記録、原票、名簿の個人毎の管理が長期間必要なことから、確実な管理が必要であったと思われます。 被保険者・事業主からの問合せの際。	被保険者・事業主からの問合せの際に、個人の記録管理の特定事務を確実に行うよう対応しました。 基礎年金番号導入時に広く継続して周知が必要であったと思われます。
704	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金受給の際に本人確認により記録を統合するものだと簡単に考えていた。年金記録問題が勃発するまで問題意識はなかった。	これだけの件数があるとは、想像していなかった。当時の記録の管理の杜撰さが災いをもたらしている。年金番号払い出しは一人一番号制を徹底し、記録の確認を毎年実施しておけばよかっ
705	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		ねんきん特別便や定期便の回答をしているかどうか、まだ、新たに、埋もれた記録が無いか、お客様が来所された際は、必ず、質問する。カセット照会しないとWMに記録が出力されないと言われている記録を、早急にWMに出力する。	[redacted] 年金受給者や被保険者の方の記録が、本人の申出以外に存在しているとは考えたこともなかったことです。氏名索引や読み替えで索引すると判明する記録がありましたので、年金の請求時等には、窓口相談対応者は、必ず、氏名索引や読み替えや、事業所名を聞いて、期間照会申出書を受理するなどの対応をしていました。ですから、5000万件が宙に浮いているとの報道に非常に驚き、大変なことだと感じました。大切なお客様の記録ですから、本人と判明した記録はすべて、寄せて、早急に解決しなければいけないと思いまし	氏名索引や読み替えや事業所名からの索引等に、もっと時間をかけて、本人から聞き取りをするようにしました。本人の記録が、数十年後に、本人の年金の土台になり、その人の生活を担うお金となることを、機械化する前から、職員は自覚していたのだろうかと思いました。記録の管理が悪いと思いました。
706	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	問題解決に向けて、適正な事務処理の実行	年金記録問題が発生した時点で、本人特定とする規定、また情報提供の整理が複雑であった。	規定どおりに実施したが、被保険者(受給者)に対して、理解が得られたのかは不明である。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
707	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	時間をかけて、1件1件丁寧に調査していく。	職員が、何も知らないうちに、年金記録がWMに入っていなかった。そのような指示を決定したのは、どういう経緯であったかを、被保険者・受給者のみならず、職員も詳しくは知らされていない。予算の関係でのことと、おおよそは察してはいるが、ただ職員が悪いという非難をあびるのは、納得がいかない。職員は、本庁から指示されたことを実直に遂行していたと認識している。	実際に、WM上入力されていない年金記録があることは、事実なので、1件でも判明させて、正しい年金を速やかに支払うことが最優先であると考える。
708	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金知識のある職員を増員し、年金記録を調査する。	年金受給者の過去の記録が漏れている又は、外の人の記録が自分の記録に登録されている。21年夏ごろ。	現状の職務に専念することで精一杯で、特別便に関しては、なかなか処理できませんでした。
709	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし		平成9年に採用され、適用課に配属されたが、そのとき取得届の処理において疑重複調査者が出てきても強制付番処理をし、新たな基礎年金番号を払い出し、疑重複調査を行わなかった。同じ課の先輩にこの処理について尋ねると年金請求の時点で記録整備が行われるから今はこの処理でよいとの回答だった。(現時点では疑重複調査は行われている) 年金記録問題、未統合手番が多数存在するということを知ったのは公に報道され始めてからだが、前記のような処理もこの問題を生じさせた一端だと思う。	問題発生後、特別便によるお客様対応において、年金受給者でも未統合手番が沢山あるのにまず、驚いた。請求時点で記録が整備されるにしても、以前は本人申し出で統合するのみだったので、何十年も前の記録だと本人は覚えていないことが多い。そのため、こちらからも何らかのきっかけを与え、思い出す手助けをしなければならない、また、上記の処理ではその時できることを後回しにすることになるので、その時できることはその時に、何かが判明したら判明した時点に対応しなければならないと思った。
710	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		基礎年金番号制度が開始されたときに手番の統合が行われていなかった・ 当時の記録管理が手作業のためにもれ、間違いがあった、これらのために 起こった問題と認識しています。 私が知ったのは平成14年頃です。	反省点として、平成9年の基礎年金番号制度開始のときに徹底した処理が 必要だったのではないかと考えています。また、開始時の基礎年金番号通知書とその説明文書も被保険者の方にはわかりにくかったのではないかと思います。事実、特別便で窓口・電話対応をするときに「何をすればいいのかよくわからなかった」という意見を何度か聞きました。なので対応するときにはできるだけ専門的・難しい言葉遣いをやめて説明対応しようとしました。
711	地方庁	社会保険事務所長	無	①現在行っている記録確認を確実に行うことですが、年金記録と本人が申し出ている記録が相違している場合は、本人の申し出を信じ、本人の申し出に基づき記録を訂正する。本人が虚偽の申し出をし判明した場合は罰則規定を設け、年金の回収等を行う旨説明する。 多くの職員が、お客様との対応で心身を悪い退職をしていく所を接してきており、これ以上そのような場面に遭遇したくありません。 ②複雑な年金制度の改正 度重なる制度改正により、お客様に説明する際理解いただけないことが多々あります。適用事業所の適用拡大時期の説明も同様です。職員も制度改正の遡歴を熟知していないことによる説明誤りも発生します。 複雑になりすぎた年金制度を見直しすることにより、今後、同様の問題は起きないと思います。	オンライン導入以前の紙による記録進達の極一部が入力もれしていたことと認識していた。この問題の存在は、報道によりはじめて知りました。庁からの文書は報道以降に来たと認識しています。	お客様対応時はこれまでの経験を活かし、制度改正時期などに留意しながら記録確認・検索を行い、また氏名索引・事業所名称索引についても複数の読み方で検索するなどきめ細かい対応をしてきました。現在は全ての事業所等が検索することが可能ですからシステムの改善は功を奏していると思います。 反省としては、本庁と地方の意思疎通が不足していたのではないかと思います。人事交流により本庁と地方の一体感が作れたのではないかと。保険庁に入庁した時は多くの先輩が地方経験者でしたがその後、諸般の事情で人事交流が少なくなり、本庁と地方の間に大きな壁が出来てしまったことが、今回の年金記録問題を大きくしたのではないかと思います。
712	地方庁	その他(社会保険事務局)		特別便の回答の早期解決と新規年金請求時の氏名索引及び職歴確認の徹底。	国民の皆様の信用を落としてしまった重大な問題です。 基礎年金番号導入時の時、担当の業務課員の話を聞いて未統合の厚生年金手番が非常に大量にあること(あるらしい)を知りました。	年金給付部門におりましたので、新規裁定時に職歴の確認を徹底し隙間があるような方の場合は、特に入念に確認しておりました。特に窓口での対話ですと本人と直接話せる絶好の機会ですので旧姓、読み方の違い等基本ではありますが確実に010，090するようにしておりました。 反省点としては、昔の厚年の新規取得時(払い出し時)のエラーメッセージ(同一生年月日、同一氏名での→たしか出たと思います)の確認不足に尽きると思います。どうせ年金裁定時に整理されるので乱発しても平気的な後ろ任せな感覚が反省点かもしれません。現在は基礎番号導入で解決してるような気はしますが…。
713	地方庁	その他(社会保険事務局)	最初に入省(入庁)した時には、事務所に知り合いがいれば納付期間が不足していてもゴム印(納付記録)を押して受給させたり、障害年金を給付していることが「時折」おこなわれていた、といった話は聞きました。 しかしながら、恥なるわざなのか、実際にされていたのか、誰がしていたのか、など、詳しい話は聞くことがありませんでした。 市町村が国民年金事務を窓口でおこなっていた時代は、いくつかの市町村で「公印にて印鑑セット」を購入し、免除の申請書に次々押していた事例はずっと(市町村からの引き上げ時まで)続いていました。 本人にとっては「免除になって年金に結びつくから良いことなのだ」と当時の上司も市町村も堂々と言っていました。 免除対象者に送るハガキも、免除者に送る通知も、本人に(勝手に)免除していたことがばれるので「引き抜くように」との指示が口頭引きつぎであり、まだ働き初めて1年目～2年目程度の私は「この組織はそんなところなのか」としか思いませんでした。(当時の課長・課員は全員知っていた話です) 上司に一度だけ疑問を投げかけたことがありましたら「そんなことを言っていては社会保険で生きていけない。やめるか。(見なかったことにするか、辞表を書くか)」と(この件以外でも)何度となく脅され(口調はおだやかながらも)たことはありました。 そういうことを言っていた上司は、なにくわぬ顔をして幹部になり、やがて退職。残された職員だけが負担をかぶる(非難をされ、処分をうける)というのは正直疑問に思う部分です。	たしかに、本人にとって「未納で残しておくよりは免除にするほうがメリットがある」というのは事実であり、過去の(現在残っていない)書類を「本人の直筆かどうか」を確認することも不可能であり、かかわった市町村の職員などから覚えている範囲の聞き取りをおこなうしかないと思います。 が、実際に忘れている人も多いでしょうし、知っていても処分を恐れて発言しない人もいるでしょうから、真相究明には困難が予想されると思います。 なお、市町村ではあくまで「同和対策」の一環としておこなわれていたような記憶があります。(10年以上前のことですから、私自身記憶があいまいですが)	年金番号を複数持っている人がたくさん存在し、「一人一番号」という認識が国民にも職員の側にもなかったため、年金請求時において番号が残されてしまう、という事例は過去に知っていましたし、年金記録問題というのはそういった問題で、待ち主さえ見つかればすぐに解決するものかと当初は思っていました。 しかしながら、社会保険事務所の管理の問題のみならず、古い記録の台帳が残っていない、消失している、氏名が違う、生年月日が違う(これは、記録管理する側の問題とともに、本人が甲年齢を偽って「就職しているような」ケースもあり、簡単にはいかない問題であると感じました。 期間調査班で、実際に調査をしてみると、手書きの時代から機械化になった際に「1」と「7」の間違いや「0」と「6」、それだけでなく名前の読み間違い、漢字の写し間違いなど、さまざまなケースが存在することがわかりました。	氏名・生年月日で本人を特定していくにあたって、生年月日を1と7の相違で調べることや、名前の読み方をいろいろ変えて調べるなど、できる限り一人でも多くの方に本人記録が判明するように努力しています。 問題点でもあり、反省点の重要なことのひとつは、「昭和20年代、30年代にはコンピュータもなかった」時代であることです。 全ての書類が手書きで管理され、まだ新幹線もなく串もほとんどない時代に、敏宕に後世(後年)まで書類や情報を管理する、という発想がなかったのではないかと思います。(私自身、生まれる前の話ですから想像でしかありませんが) 今後は、社会保障カードのような「生まれたときから番号を設定し、データの漏れ落ちのないように」すれば、こういった問題はおきませんが、逆にプライバシーの管理等の問題が同時におこってくるため、ベストな方法というのは難しいと思います。 現在の「申請主義」をとっている以上は、本人・事業所が書類を提出してこない限りわからないという状態のため、記録を管理する側も、気をつけなければならないのは当然のことながら、本人にも「自分の記録は自分で守る」という意識を若い頃から見につけていく必要があるのでは、と思います。 加えて、非常に大事な事なのですが受給者のみならず日本国民に「サイン・署名の重大さ」の再認識が必要であると思います。 年金請求にあたっては、「上記のとおり相違ありません」という署名・捺印を求めています。 そこで、本人が合意している以上(強制的に社保職員が押させたわけではないもの)、本人も、もっと責任をもち、以降のクレームは受け付けない姿勢も大事です。現に、銀行・保険会社・旅行会社など、「まともな会社」ではそういった約束・規約にもとづいて、上記のとおり相違ない旨、署名・捺印をさせ、それ以降は「本人が合意した」ものとみなされ、裁判をしても、よほど特殊事情がない限り会社の非が認められることはありません。 今回の年金問題の多く(受給者の場合)も、本人は「以上、相違ない」と署名・捺印をしている以
714	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	現在とりくんでいる事を進めていくしかない。	自分の年金について、関心のなさの問題。以前から。	本人に関心を持ってもらうよう努力した。
715	地方庁	その他(社会保険事務所)			国の社会福祉の信用を根底から揺るがす大変な問題で、担当業務を超えて全職員が一致団結して取り組まなくてはいけない問題だと認識しています。入庁した当初から年金詐き見問題等でマスコミ報道により存在を知り、[redacted]厚生年金記録の記録調査を担当することで、加速度的に増大する照会により、問題の深刻さを実感しました。	できるだけ早く多くの方に照会の回答をお送りできるように、担当者段階で自分が考えられる限りで色々と方法を考えて記録照会業務に対応しました。 問題が大きくなりすぎてから、ヒト・モノを投入することで、対応が後手後手にまわり、国民の皆さんの不信により拍車をかけたように思います。 またねんきん特別便で社会保険庁で管理していない、共済組合の記録照会にも網を設け、対応しようとしたことから、より多くの混乱が生じて、結果的に回答により多くの時間を頂戴することになった点にみられるように、対策対応が不明確なままで事務を行ったことがより多くの混乱を招いた点として反省点としてあげられると思います。
716	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金の請求者については、後に再裁定とならないように請求時点で記録の確認をもれなく徹底する。 被保険者については、特別便の回答をしていない人に継続して照会。	年金制度の周知不足と社会保険庁の記録管理に対する責任感の弱さの問題。 「年金記録問題」として社会的な問題になっていることを知ったのは、報道などで取り上げられてから。	年金請求者の記録はもれなく確認する。請求者から特に申し出がなくても、氏名索引等で確認。 年金制度の周知徹底をはからないまま、記録の統合を被保険者からの回答に委ねてしまったのが問題。また、記録統合が進んでいない状態を放置していた社会保険庁の姿勢が問題。
717	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	再取得の手続きの際に年金手帳を原則添付させる。失くした等の理由で番号が不明な場合、本人や会社事務担当者に連絡が取れないことや連絡が取れても本人達の協力を得られないことも多々あり番号の特定が困難なことがある。原則手帳を添付の上での手続きであれば一つの番号で管理できるので記録が漏れることはない。	大きな問題であることは認識していたが、本人のものと思われる統合されていない番号については裁定請求時や一般的な相談の際に必ず確認しているが、そのような記録はほとんどが短期間の加入記録であるため会社名や過去の住所地を思い出して頂くことは非常に困難であった。本人であっても覚えていない過去の記憶を家族が把握していることはほぼなく年金手帳さえきちんと管理されていればと思うことが度々あった。 平成19年頃。	古い記憶を思い出して頂くために時間をかけ丁寧に対応した。 基礎年金番号が導入されたときに手帳番号との統合が必要な旨の広報をもっと大々的に行うべきだったと思う。
718	地方庁	その他(社会保険事務所)		多並、また年金記録漏れの該当者の方の多くが、高齢者のこともあるため 委託、また雇用により人員を確保し、早期また堅実に記録を判明させていくことが望ましいと考えます。	報道にて年金記録問題がとりあげられた時に知りました。	相談対応できるよう問題の成り立ちなど確認し、わかりやすく説明できるよう努め、窓口・電話等また事務処理を積極的に対応しようとしました。 反省点として、過去の紙台帳の記入の仕方・劣化、また保管状態など。 また、年金についての制度理解に向けた広報などができていなかったのではと思います。
719	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		浮いている年金記録については、受給のさいに統合されて減っていくと思いあまり問題意識がありませんでした。保険料のことについても、受給の時に本人に確認してるので、今になって、記録に納得していないかたが、多くいることにおどろきました。大きな問題として認識したのは、マスコミ等で騒がれるようになってからです。	お客様の立場にたって、記録が違っていることを前提に照会等を行うに対応しました。また、制度について、正しく理解していない方も多いので、窓口等では、できるだけ詳しく、漏れのないように説明することを心がけています。 基礎番が導入される前の厚生年金の記録に住所のデータがないなど将来を考えていない事務処理が問題だと思います。また、法律も複雑で、変わることも多いので、きちんと周知をしてもらうように広報も大切だとおもいます。
720	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	過去にやった案件であるので、実際にその当時に携わっていたOBに無償でやらせるなどの事が必要。	この問題が世間一般で騒がれた時に知った。 社会保険行政における第一の優先案件だと思う。	埼玉においては、期間確認事務センターが機能していない。この状態を放置していた、もしくは対応が遅かったのが問題だと思う。
721	地方庁	その他(社会保険事務所)		P→D→C→Aサイクルによる	マスコミ報道同様	筆舌に難し

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
722	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し。	現時点で考えられる可能な手段については全てを使いできるだけ速く処理をしたい。本人確認の特定が一番難しいと思われるが電話や面談によって解決できるのであれば時間と経費及び人手については必要なだけ充てるべき。文書では回答をしない人はいつまでたっても前進しない為。	年金の請求の時点で本人職歴の確認を行った場合に端末上で判明しない事が何割かある事は認識していた。ただ各県に照会のうえで判明しない物はおそらく該当無しと思い込んでいた。基礎年金番号ができた時点でかなり手番を統合したが未統合がある事は認識していた。基本的には調査を行えば分かると思っていたが年金手帳を紛失したり氏名が変更になったり住所を変更している場合は難しく報道等により改めて認識をした。標準報酬の不一致については事業所側の事務処理ミスもあると思うし総合調査可能件数が物理的に限られてくることも問題だと思う。国民年金については市町村等の記録も関係あるし本人の思い込みもあるので判断が難しいと思	窓口や電話対応時に判明した手番等の整備は抜かりなく行ってきた。また必要な手続きを取るようにしてきた。この問題はこれまで先送りにしてきた部分が大きいと思う。将来を考えた場合現時点でできる事はやり遂げなければならないと思う。
723	地方庁	その他(社会保険事務局)				
724	地方庁	その他(社会保険事務所)	公表されている事以外知りません。	記録問題については、埋もれた記録の掘り起こし作業が必要と思われるが、その作業案を末端職員まで示して意見を聞いてほしい。職員の知恵をもっと活用すれば、よりいい案が出てくると思う。	昔、事故リスト処理として整備していたもので終わっていたと思っていたので、まったく知らなかった。問題発覚まで不突合記録を職員に知らせなかったのは道徳に思う。	5000万件発覚以降は、当時、年金相談室にいたので積極的にお客様と共に記録の掘り起こしを行った。 反省点は、本当の意味で職員の知恵を結集して問題にあたっていないことだと思います。
725	地方庁	地方社会保険事務局長	なし		年金記録の管理は、基礎年金番号が導入される以前は、厚生年金・国民年金別々に管理されていたところであり、同一人が複数の年金番号を持っている状況は認識していた。また、基礎年金番号導入後もいくらかの重複払い出しが発生していたとも認識していた。 しかし、これらの記録は年金請求時に本人の職歴等の申請を確認することで基本的な通算ができるものと認識。	上記の確認作業は大変大きな業務でもあり、できるだけ年金請求前に確認を進めることが望ましいと考えていた。58歳通知等がその事前確認の1つとして導入したものと認識している。 現在、ねんきん定期便で本人に記録確認をしてもらっているが、もっと早い段階から、節目の年齢(40歳・50歳等)で本人確認を行って来ればよかったと考える。
726	地方庁	その他(社会保険事務局)			PCの存在しない時代からの記録を管理しているため、正しくデータベース化をしないかぎり解決しない問題であると認識していた。	山梨の甲府事務所にいる間、払出簿のデータ化を試みたが、職員1人とバイト1人で片手間で行うくらいしかできなかった。 現在、画像化等のデータ化が進められていることはお客様に対応する1職員としてはかなり問題解決に役立つと思います。 膨大な情報を管理するなかで、必要なデータ化等を進めてこなかったことが問題を拡大したのではないでしょうか。
727	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		平成8年頃	過去の記録に対する点検と補正の不足が考えられる。
728	地方庁	社会保険事務所長		社会保険庁が保存している記録の照合を、こつこつと一人ひとりと付き合わせること。ただ、高齢者がいるので短期間で完了させる必要があると思う。 しかし、一律に認める(記録回復)ような方策は反対である。いつの時点でも記録が判明すれば時効特例法で年金をさかのぼって支給すること。 あらゆる行政機関を巻き込んで早急に完結すること。 共済組合等との突合せも実施すること。 お客様からの声がストレートにつながる担当部署が必要ではないか。	いつからかの記憶はないが、かなり以前から、社会保険庁が保有する記録の相違がある事例はあった。しかし、制度設立後どのような経過で現在のオンライン記録を保有しているかもわからず、また、掘り返して照合が可能とも思えず「レアケースの積み重なり」ぐらいの認識であった。 保有の記録も今のようには整理されておらず、記録が判明しなくてあきらめていただいた方も多々あった。それしかできない、仕方がないと思っていた。(一事務所職員がおかしいと言っても組織は動きません。) 統合漏れや、標準報酬の引き下げについては、被保険者の責もあり、届出主義の制度も社会保険庁の姿勢も、裁定請求の時に職歴を確認すれば良いと言う風潮であった。	一人ひとりに接触を図り、記憶を呼び起こしてもらうよう個々に対応した。しかし既に亡くなっている方、認知症の方、不審者に思って相手にしない方等すべての方に確認するのは不可能である。 現場では、お客様から直接苦情等を聞くが、上部機関に上げてもそれは制度のことだからと取り合ってもらえないことが多い。制度の不満も聞いていたいただかないとお客様の不満の持っていきようがないし、より良い制度にもならない。 いずれにしても、過去の記録の管理方法が適切でなかったこと、年金制度が複雑なこと等が問題である。そして、社会保険庁が年金記録問題を認識するのが遅すぎた。
729	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	不正免状等これまでに問題となった事例以外にありません。		ある意味数字を求められる部署においては合法なのかとあまり問題にしていなかった。ただ、保険料を支払っていない事業主に対し、給料の支払いもない状況が長く続き、老後、高額な年金決定されるのは問題があると認識していた。また、従業員に対する報酬の改ざんは、行っていなかったと認識していたが、元滋賀県の徴収課長の内部告発から全国的にあったという結果に愕	所属長や業務監察等において、数字が高い部署は誉められ、前年を下回る部署は厳しく追及されるなど、自県を含め社会保険庁全体が数字を意識していたと思う。また、他の事務所や他県が数字を上げている取り組みがあった場合には、その手法が検討もあまりせずすぐに実行に移されていたように思われ慎重な対応が必要でなかった。
730	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金記録、年金制度について、職員はお客様へ十分な説明を行い、職員とお客様の双方で理解し合うことが解決への糸口であると考えます。	記録が正常でないと将来年金を受け取る際、受給額が減少することなど生じることからも重要な問題であると認識していました。 年金記録問題が存在することを知ったのは平成19年6月頃です。	お客様の申出、社会保険庁の調査に基づき、記録整備に努めました。 反省点として、受給手続を行う際に記録整備をするのではなく、被保険者として年金についての認識を強く持っていただき、間違いがあれば常時記録整備をしていくことが必要であったと考え
731	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	古くからの地域事情に詳しい方や旧宇体の扱に詳しい方等知識を持っている方をサポーターという形で、協力いただける範囲(日数・時間)での雇用を行なう。新たに全くの素人を一から育てていくよりも効率が良い。 また、当時実務を担当していたOBは貴重なノウハウを持っており、実際に実務に携わることにより様々な当時の事情や台帳固有の規則や法則、個々人の癖など思い出すこともあると考えられるため、積極的にOBにご協力いただける環境づくりが必要であると思う。 今後残っていくのは、複雑で難解な記録と思われるため、単に人海戦術のみでは解決できない状況に陥る可能性が大きいと思うため、今のうちから上記のような対策をとることも一考に値す	やるべき事をきちんとしていなかったことが原因と考える。 当たり前のことを当たり前にすることが重要、基本中の基本がなっていなかったと思う。 問題の存在は、はっきりとは認識していないが、新聞報道等で騒がれ初めてからと思う。	上記同様、「当たり前のことを当たり前にする」これを常日頃実践している。 行政機関の職員として、法律を守りそれを実行行く立場にある者が、法律・規則の範囲を超えた解釈を行なったり、慣例等で業務を行なうことで成り立っていた部分があることが原因とも思う。
732	地方庁	社会保険事務所課長級以上			未統合記録が約500万件存在する事が報道された頃。	年金特別便を持参し来訪するお客様に対し、過去のお勤め先を思い出していただくよう対応しました。
733	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録の問題についての問題は、ほとんど出尽くしたと思います。	基本的には、年金記録の信頼回復に向けた現在の取り組み(定期便で記録を確認→異議があれば社会保険事務所へ確認→社会保険事務所の回答内容に不服なら第三者委員会へ)を地道に行っていく以外にないと思います。一度失った信頼は、誠実な対応を地道にしていくことでしか回復できません。 個人的には第三者委員会のあっせん内容は尊重していきたいですが、一部新聞や報道機関で元第三者委員会委員の社会保険労士等の意見が掲載されており、「認めすぎじゃないか」「個人的には不可」等の記事を見かけたことがあります。 責任ある立場の人を選出して、責任ある判断においてあっせん内容を決定していると思いますが、上記のような発言が事実なら、まじめに納付している人との不公平が生じ、新たな年金不安	勤務して半年くらいたってから、未統合の記録の問題はよくあるといわれたことがある。あまり件数はなく、団塊世代の時期が過ぎた未統合の記録はなくなると思ってたし、全体的にそのくらいしか未統合の記録はないだろうと先輩職員等の話の雰囲気して、そのように感じていた。 ただ、最終的に裁定請求のときに確認すればよいというように受身的な発想ではなく、現在の定期便のように2、3年に一回でもいいから記録を本人宛に送付したほうがよいとは思っていた。	たとえば、国民年金の免除手続や納付案内等の手続において窓口来所されたときなど、年金の受給要件等の確認を求められることはよくあるので、窓口で対応した方には一度全記録をお出しして確認してもらうという作業を、相手の都合が許す限りしてもらったました。 今までこの問題について、社会保険庁の職員のほとんどが認識していなかったとは思わない。(とくに社会保険事務所職員に関しては) しかし、社会保険庁組織全体としてそれぞれ個々が抱えている問題意識を吸い上げ対応する取り組みが足りなかったと思う。せめて、もう少し早く積極的に取組んでいれば、ここまで大きな問題とはならなかったのではないか。
734	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にございません。	同上	複数の番号があること等については、老齢年金裁定時に徐々に解消 されていくものと考えていました。 平成14年度(採用2年目)の頃です。	申請のあった期間調査等については、できる限り丁寧に台帳等の確認を 行おうとしました。 採用2年目だったということもあり、それ以上の対応は考えていませんでした。 現時点で考えても、当時の職務裁量を鑑みると、積極的に問題提起を できたとは考えらません。 逆に、年金制度発足から現在まで、現状の年金記録問題に至った経緯 を知りたいと思います。 深く考えなかったこと、知らなかったことが反省点とは言えると思いますので、 調査結果については是非お教え願いたいと思います。
735	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
736	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に新たな問題は思い当たりません。	住民基本台帳(住所履歴)、雇用保険データ、保険組合などの加入データーなど一体化することによる年金番号の特定と現役加入者の手続きの際の利用。但し、居所不明者もいることから全面解決は不可能と思われます。一律救済に関しましては、国民年金未納者に対し、催告する業務をしたことがあるため、正直納めていない人に支払われる可能性があることから抵抗を感じます。	基礎年金導入が平成9年のため年金記録はもともと整理されていないものであると認識していました。なぜ、あの時点で、全ての方の年金記録が完璧であると言い、問題化させたことについて疑問に思います。しかるべき立場のある方から説明を充分に行っていただきたかったです。記録に関する取り組みは、加入者の年金記録は再加入時か、どうにもならないときは、年金請求時に整理するものと考えていました。(現に再加入の手続き時に氏名索引を行い、会社や本人に確認を取っていましたが、会社や本人に照会をかけても拒否されることもありました。)そして本人から疑問が生じた時、若しくは請求時において、本人の記録と一致しないときには、期間照会で調査して正しい年金を受けていただくという流れとなっていました。また、業務センターでの記録	各種届出・請求時にお客様の自身の年金記録の確認の徹底に勤めました。庁での年金の記録管理だけでなく、お客様自身で自分の記録の確認の必要性を感じました。お互いに記録に関して責任を持つことが大事だと思います。またこのような結果に至ったことについて、管理者の方々は現場の意見を無視しないで聞くこと、現場では意見を上げることが重要であると考えます。
737	地方庁	社会保険事務所長	なし	できるだけ早急に未統合記録のすべてを解明し、国民の皆様の記録照会には真摯に対応するという基本姿勢で、根気強くやっていくしかない。	未統合記録については、基礎年金番号導入時やその後も随時に調査を行っています。また、年金裁定請求時には必ず職歴を確認していましたから、未統合記録が5,000万件と知った時には驚きました。	大きな問題となる以前は考えてもいなかったことでした。記録問題への対応が最優先となった時には事務所の次長として、全所体制での窓口当番制や担当課の枠を超えた照会票を処理するための専任チームの創設を画策しました。 [redacted] 現時点でみた場合の反省点としては、記録管理方法のずさんさと国民の皆様へのPR不足でしょう。 記録管理については、オンラインへの切替え時の処理方法や未だに収録されていない記録が相当数存在していること等、説明ができません。 また、「消えた年金」等、インパクトのある文句で問題提起すれば、多くの国民の皆様が記録の確
738	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	記録問題を専任におこなう人員の更なる増強。 新たな対策を講じる際の現場への研修、周知不足の解消。	厚生年金については、事業主からの届出のみで処理、決定がなされることから 被保険者に情報が届きにくいことが問題と認識していた。 また、基礎年金番号制度が平成9年に初めて導入されたこともあって、統合の処理が進んでおらず、その中で手番のままの記録が放置されていたのが問題だと思います。	来訪者の記録相談時などには意識的に未統合手番がないかを確認した。 年金記録問題が発覚するまでは、オンラインに反映されていない記録の存在 など知らなかったため、上記の対応ではどうすることもできなかったと今は思うが、 年金をもらう時に記録確認をすればいい、といった雰囲気が職場には少なからずあったと思うので、それがもっと早く改善されていれば、と思います。
739	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	旧台帳全てをSOLSへデータ化。	社会保険のデータに誤りはなく、物的証拠がないと訂正できないものと考えていました。また、年金は請求行為により受給するものであり本人からの申立て(照会)により統合、調査、確認をするものと考えていました。 期間照会、過去記録の整備等により相当前の事となりますが、大きな問題ではないと認識していました。	行政としての事業運営(事務処理)ではなく、お客様の立場に立っての行動が必要と反省しています。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
740	地方庁	その他(社会保険事務所)	存知上げません。古い記録が埋もれていることをはじめて知りました。	古い記録・法律に詳しい方々の支援が必要と考えます。	今までにないショッキングな出来事だと思いました。記録問題で騒がれた平成19年ごろからです。	相談時に本人に記録提供をして、間違いないかどうか確認していただいています。ねんきん定期便も始まっているので、いつでも本人が記録確認できるような体制が前から整っていればよかったのではと思っています。
741	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	特にありません	新聞等報道により	ひとつでも解決に結びつけるよう話をよく聞き、対応できたか？ そのときは、真剣に慎重に対応できたか？ 常に一人で処理せず、確認しながら、処理していたか？ 経験豊富な方の指導を仰ぎながら処理できれば、といつも不安を抱えて業務に取り組んでいたと思っています。経験の共有化を図り、更なるレベルアップのために研修等の充実が大切です。 職員のチームワークや仕事に対する誇りと 取り戻し、時々起こるお客様のパワーハラスメント対策も実施していただきたい。窓口の職員が安心して業務が遂行できる職場環境を早急に整えることが大切と思います。
742	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	人と時間をかけて一つ一つ確認作業を行うしか無いと思う。	紙台帳の管理からオンライン化するときにデータがキチンと切り替わったかなどの確認作業が行われていたのか。また、市町村との突合での漏れや間違いが無かったか。平成9年の基礎年金番号導入時での手番のままの記録を統合するのに、裁定請求時点でも間に合うというような考え方があったと思う。	まだ、未統合の番号を待っている人への働きかけを行う。記録を管理する中で、昔の厚生年金等の管理では事業所名・期間・生年月日等でしか管理されておらず、住所等も必要ではなかったかと思われる。国民年金でも昔の記録は期間と氏名・生年月日しかないものが多く住所管理も必要だったと思われる。
743	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上			・年金記録は被保険者等に対し年金を支給する際の元となる重要な記録であり、適正に管理することが大事であると認識している。 一昨年来からマスコミ等の報道で知り、現在、事務所、事務局において記録問題の早期解決に向け取り組んでいる状況であります。	・これまでの年金記録の対応を踏まえ、引き続き親切・丁寧な対応を行うとともに、被保険者等にも届出・収め忘れ等がないよう指導しながら適正な処理を行っていくことが大事である。
744	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありませんが、期間調査にあたり、被保険者記録の台帳を火事等で消失している事務所がある問題等は、世間にも知らされているのでしょうか。	期間調査業務の早期処理。	平成4年ごろ、会社が変わるたびに、厚生年金手帳を作成しておられるお客様がおられて、重複取消の手続きいただいたしたとき、他にもいろんなケースがありそうだと感じたことがあります。また、窓口での老齢厚生年金請求にあたり、同一氏名等の手番があるため、お客様に確認したところ、「昔のことだから、会社の名前等は思い出せない。」とよく言われました。当方からヒントを与えても、わからないと言われて、そのまま手番の状態で残っていたものもあると思います。これ	厚生年金保険年金手帳番号については受給されるまで一つの番号を使用することをお伝えしました。また、窓口確認にて自分の職歴を思い出せなかったお客様については、職歴等について思い出されたときには、必ず改めてご相談いただくよう案内しました。厚生年金手帳の新規交付にあたり、事業所より資格取得届出時において、被保険者となられる方が古い手帳番号をお持ちで無いかを確実に確認することを厳しく周知徹底できていたらと思います。
745	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員全員での対応となったら、本来の業務にまで支障をきたし、結果的にどちらにもとっても、中途半端になりかねない。しかも、記録については、やはり年金給付への内容につながり現在においては、新法はもちろん旧法やいろいろな経過措置などの複雑な制度も熟知していなければスムーズな対応をすることが出来ないと思います。より専門的に特別なチームを設けて集中することが必要ではないかと思います。	受給者にとっては一日も早い対応をし、スムーズに支払いをすべきであり、マスコミ等で取上げられたことで知りました。それまでは、受給時には確認出来ているものと思っていました。	ここに至るまでも職員全体での対応を行っていましたが、自分に与えられた分は遅延することなくお客さまに連絡をとり迅速な対応をとりました。全員で一律に分担させても、全員が完全に出来ることが難しいため、すぐに対応出来た方と、結局手付かずに時間がかかってしまった方との差が大きかったと感じました。 地方、事務所、職員によって対応にかかる時間が異なることはお客さまにとっても道憫なことであろうと感じています。
746	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			国民年金、厚生年金の記録をオンライン化する際の記録誤りがあった。具体的な時期は思い出せないが、ご本人からの記録照会や裁定請求の際に別人の記録が入っていたことがあったり、喪失記録や算定基礎届、月額変更届のもれがあったように記憶している。	オンライン記録に不備が判明した都度、台帳や原票で確認を行ったうえで記録を補正する。当時は、判明した時点で補正する方法しかなかったと思う。オンライン化した時点でねんきん特別便のような形でご本人に記録をお知らせしていれば、もっと早く誤りに気付いたのかもしれない。 それより、紙台帳からオンライン記録へ切り替えた際、誤りがないかチェックができていれば(完璧であれば)、現在判明しているような記録もれや誤りはなかったのではないか。 また、万一の記録の誤りや確認の必要が生じた場合に備えて、オンライン化する前の国民年金台帳や厚生年金・健康保険原票は廃棄せず、全台帳を保存またはマイクロ化しておく必要があったと思う。 それから、年金手帳には、交付年月日や届出年月日、納付済期間等を記入するようになっておらず、また、住所変更履歴や「国民年金の記録」「厚生年金保険の記録」のページはご本人が覚え書きとして記入するようになっていたが、実際にはほとんど活用がされていなかった。ご本人でなく、市町村役場あるいは事業所や社会保険事務所で手続きする際に必ず提出させて記入をすることを徹底していれば、ご本人も年金手帳の大切さを自覚することにもつながるし、あらためてねんきん特別便(年金通帳？)などをお送りする必要なく、各人で手続きした都度加入記録の
747	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ご本人の可能性のある、基礎年金番号に未登録の手帳番号について、最大限わかりやすい表示にてお知らせしていくこと。また新聞広告等で、まだとくべつ便の返事が、いただけていない方に対しては、返事をいただくよう広報を、頻繁に行なう。	認識しているのは、平成19年ごろ報道が、活発にされるようになってからです。 それまでは、未統合や氏名未収録等が、よくあるなとわ思っていましたが、あまり深く考えたことは、なかったです。	報道等で社会問題となってからは、窓口や電話等でお問い合わせいただいた、お客様に対して、特に記録漏れや間違いがないか念頭に置きながら説明を心がけてきました。ただそれまでの間は必ずしも積極的に説明できていなかったのが、反省点です。
748	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	過去の加入についての申し立て、現在行っているシステム及び台帳による記録の突合結果を被保険者等に照会して回答いただく方法以外に方策はありません。	管理している記録に持ち主が判明しないものがあるとの認識はありませんでした。 問題が存在することを知ったのは、平成19年6月頃です。	より多くの記録が判明するよう適正かつ丁寧な対応を心がけました。 反省点としては、不備記録(氏名・生年月日等)に対する強い問題意識と手番から基礎年金番号への統合処理に時間をかけるべきであったと思います。さらに申請に基づく記録を管理しているため、早期に被保険者等へご自身の記録確認を行う措置を講ずるべきであったと思います。
749	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	専門的な知識を必要とする点において、職員の対応が不可欠であり、非常勤職員の増員のみでは無理がある。正規職員の増員ないしは、正規職員を年金記録業務にシフトした後の体制整備(事業縮小・一時停止もやむをえない)でしか出来ないと考える。	基礎年金番号制度が導入された時、現存者と受給者にのみ基礎年金番号を付番したことで、60才から64才の国民年金保険料納付終了者(基礎年金受給待機者)や60才未満の加入漏れ者には基礎年金番号が付番されなかった。この時に基礎年金番号は年金制度に加入したことがある方全員に付番されていたこと、また導入時に現存者でなく、過去に加入したことのある制度の喪失者手帳番号は基礎年金番号に統合されていないこととなっていた。この統合されていない手帳番号は、老齢年金の裁定請求時や本人より手帳が2冊(国民年金・厚生年金)あるとの申出があった時を契機として基礎年金番号に統合、また同時に基礎年金番号となっていない手帳番号の照会票を確かな業務センターから送付して本人からの申出により統合処理を進めてい	反省点はどこまで本気で照会・統合処理に取り組んでいたからだと考える。基礎年金番号導入からの手順(最終、裁定請求時に本人よりの基礎年金番号以外の手帳番号があるとの申出により統合を終える)は間違っていないので、基礎年金番号導入前に、安易に過去に同制度に加入したことがあるにもかかわらずその方に対して新たな手帳番号を払い出していることが全てだと思う。この点は自分の採用前の話になるので想像でしかわからない。
750	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	名寄せや住基台帳との照合が済んでいないものについて、早急に照合等を実施して、これまで行って来たように本人と思われる方へお知らせしたり、フォローアップを行う(市区町村の協力も得て行う)などにより、本人確認を地道に行う以外ないと思います。	昭和57年ごろ、新規取得による年金手帳の発行時等における本人確認をする添付書類の義務付けがなく、氏名や生年月日訂正が頻繁に行われていたことが問題だと思っていました。 また、問題ということではなく単なる疑問ですが、社会保険業務センターの電算係で、各地の社会保険事務所から進達されてきた国民年金の記録を紙テープから変換していたころは、記録が正しく変換されているか確認はどのようにして行われているのかわかりませんでした。 審査係に在籍しているときは、厚生年金の古い記録の年金請求があると紙台帳の保管室でその記録台帳を探して給付記録に収録していましたが、膨大な紙台帳があり、全ての紙台帳が年金請求により収録されたとは思えないのですが。 (昭和51年～昭和55年ごろのことです。)	そのころは、添付書類の義務付けがされれば訂正が少なくなると思っていました。 反省点にはならないと思いますが、早期の社会保障番号の導入や住民基本台帳カードとの年金手帳の統合など、本人確認が容易にでき、ご本人が自分の記録をいつでも確認できる方法を確立すべきと思います。
751	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	議員・大臣の方でさえも年金制度の歴史的経過を知らずに、いろいろと発言されています。基礎年金番号制度ができる前は厚生年金の住所管理をしていなかったことなど、最初につくったしくみから本人確認がむずかしいことについては、外部の人たちは全然理解してもらえていません。最初は誰かが責任を持って説明されると思っていましたが、いまになっても誰も言われていません。「ひとりのこらず」どころか多くの記録が、宙にういたままになることは社会保険の人間なら全員がわかっていることと思います。それについて正直に発言することは勇気がいることと思いますが、今のままだとずっと「努力が足りない」といわれ続けるとおもわれます。	厚生年金の記録照会の係に異動したとき、戦中・戦後のあたりの記録が数多く単独でのこっていました。。	時間の空いた時間に氏名検索をして、年金受給者のなかでいないかみたりして実態をつかもうとしましたが、あまりのも多い件数で一人の努力では「焼け石に水」のような気持ちになりました。
752	地方庁	社会保険事務所課長級以上		厚生年金については、旧台帳との突合、国民年金については、旧台帳と市町村がまだ提供していない台帳との突合が必要と思います。	年金受給者や現存の被保険者の方々に多大な損失とご迷惑をおかけしている問題と考えました。今回の年金記録問題が発覚してから知りました。	年金特別便の窓口対応の時から、問題を起こした社会保険庁の一員として反省しお詫びをしながら、お客様が納得行かれるように対応をしてきました。厚生年金の記録が紙台帳で進達されていた頃の、その記録を、お客様の大切な年金記録であることを十分に認識して取り扱っていなかったところがあったのではないかと考えます。
753	地方庁	その他(社会保険事務所)	全国オンライン化時点の記録切り替え時点での各県での事故記録の補正が完全になされたかの検証が不足	現在の記録補正体勢の強化	上記(6)同様	地方が地方事務官で中央との連携が十分でなかった。
754	地方庁	その他(社会保険事務所)	思い浮かびません。	思い浮かびません。	正直なところ、起こしてはならないものですが、どんなに注意を払ってもヒューマンエラーは起こりうるものだから、ヒューマンエラーの一環程度にしか当初は認識していませんでした。 国民年金手帳に検認印または領収証があるのに、WM上未納になっている、といった申し立ては平成15年の夏に初めて受けたように思います。 また、老齢裁定請求を事務分掌で扱っていた際に、それこそ「宙に浮いた年金記録」、手番の状態のままになった各制度の手帳記号番号があることは平成15年夏に認識したように思います。 平成15年4月新規採用ですので、かなり早い時期で認識したように思います。	それこそ「申請主義」になってしまいますが、申し出がない限り記録を勝手にいじる訳にはいきませんので、「申し出があれば・・」程度の対応でした。 正直、ヒューマンエラーの一環程度にしか認識していませんでしたので、その認識自体が大きな反省点だと思います。
755	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。		厚生年金番号等が複数払い出されている被保険者がおり、相談時等に確認作業に時間を費やしていたが、記録の整備はできないと思っていました。 平成11年に給付課において記録の状況を知りました。	相談者からの情報に基づき調査をしていました。 問題点はいろいろ考えられますが、内部の問題としては年金記録は長期に渡り管理することへの意識が足りなかったこと、収納率の向上が常に至上命令で相談業務がおろそかにされがちだったこと。また、過去においては紙ベースの記録管理であり複数の記号番号払出が確認でなかったこと。 被保険者については、特に若年者の年金に対する関心が少なかったことと、事業所、被保険者
756	地方庁	その他(社会保険事務局)	3号記録に誤りがある状態で、記録の提供を行っている。 (配偶者が被用者年金の資格を喪失しているにもかかわらず、種別変更等の届の提出がない場合等)	システムによりチェックをかけ、記録提供時に何らかのメッセージを出力するか、職権で3号喪失処理を行う必要があると思われる。	平成19年3月より、年金給付課に配属になり、年金の請求時等に記録の確認を行うが、本人のモノである可能性が高い場合であっても、一定以上の情報を提供できないため、特定できない記録が存在することについては認識があった。	本人の記録の可能性が高いモノについては、より時間をかけ何とか思い出していただこうと年金相談に時間をかけた。 定期的な記録提供を行わなかったことが、根本的な問題であったと思われる。
757	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	人海戦術でとにかく早く解決させる	組織の体質により、生じるべくして生じた問題 世間で話題になり始めたとき	改善すべき組織の体質を職員一人ひとりが直視しなかったため起こった

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
758	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	・引き続き名寄せを行なっていく。 ・旧姓を照会し、それによる名寄せを行なう。	・昭和50年代に厚生年金の資格取得を担当していた当時、手帳番号の新規払出が日常的に行なわれており、将来、本人の記録と特定できるのか心配をしていた。 ・昭和60年代にオンライン化されてから、厚生年金の資格記録に氏名、生年月日のもれているものが多くみられので、この記録を今後特定できるのかと不安であった。	・記録の管理については、社会保険庁からの指示によって行なっていたため、現場の事務所から、意見や提言をあげるような状況になかった。 ・社会保険庁は、記録管理に対する認識が低すぎた。 ・現場の声を吸い上げる体制が必要と思うが、ここ数年はすべからくトップダウンである。
759	地方庁	社会保険事務所課長級以上	世間一般に知られていない問題は、ないと思います。	提出された記録の調査を、早期に進めることが第一と考えます。 また、今だ統合されていない手番について、持ち主と思われる方へ、再度通知を差し上げるしかないと思います。	最優先で解決すべき問題であると認識していました。 平成19年6月に問題が発生した時は、基礎年金番号導入時の年金記録の統合が、国民の皆様によく理解されないまま、今日に至った結果と思いましたが、1466万件の旧台帳については、こうした台帳があることすら知らず、通知を見て驚きました。	年金記録問題の早期解決に向け、最大限の努力をしてきたつもりです。 特に、来訪された方の待ち時間を短縮するため、窓口の増設等には苦慮しました。 反省点としましては、旧台帳・住基ネット・漢字カナ・氏名変更履歴等を整備した上で、ねんきん特別便を発出した方が良かったとのではないかと思います。 何度もお越しいただくことなく、一度回答したにもかかわらず、再度通知が来て記録に反映されていないということで、お叱りを頂戴しました。
760	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	これまで取り組んできたように地道な努力を積み重ねていくしかないと思う。	問題発生後に採用になったが、とても重大な問題であると感じた。	自分に出来ることは何かを考え、少しでも解決に向かうよう支援等行った。
761	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし		年金制度の複雑さや周知の不足により、年金番号を複数所持していることもあったと思う。 社会保険事務所に採用されたのは、船員保険課でした。その時に、会社に就職するたびに、年金手帳の交付を受け、一人で何冊も年金手帳を持参してきた被保険者からの相談を受けたことがあった時。	年金相談の時には、氏名索引等により年金記録の確認を行うようにしていました。
762	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特にありません。	日本年金機構の事業運営を必要最小限にとどめ、業務に精通した正規職員1名につき、10～20名の派遣職員等を配置し、集中的に解消を図る。	基礎年金番号に統合されない記録が多く存在することは認識していたが、未統合記録が5000万件と、これほど大量に存在するとは認識していなかった。	基礎年金番号が導入されたとき、未統合の手帳記号番号をお持ちの方に手続きを呼びかけたが、届出の無かった者に対する引き続いての対応がなされなかった点が反省点として上げられ
763	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	紙台帳とコンピューター記録の突合が完了した状況でお送りしている定期便等の回答票のもれがあるとお答えいただいた方の記録を今までどおり地道に 確認して行くしかないのではと思います。		
764	地方庁	その他(社会保険事務局)		毎年の年金定期便時において、厚生年金適用事業所等に勤務したことが 有るか無いか及びその当時の旧姓等記載して頂く(今の年金定期便通知と同様)しかないと思われます。	旧姓の名前及び勤務事業所が厚生年金適用事業所であったか無かったかについては、勤務していた当時、本人が覚えていたはずなのだが、本人が覚えていないであろう事は認識していました。	本人のその勤務当時の事業所が厚生年金適用事業所であったか無かったを被保険者台帳、及び被保険者原票で調査追跡するほかないと思われます。
765	地方庁	社会保険事務所長	なし		宙に浮いた年金のひとつの例として 平成5年に期間照会担当の頃に紙台帳により管理には不安を感じていた。	その当時、できるかぎりの回答に努力した。 現時点で思うことは昭和30年代頃までの紙台帳による管理はその当時としてはしかたなかったものと思われます。 今現在職員が一生懸命取り組んでいくしか方法はないと思われます。
766	地方庁	その他(社会保険事務所)			支払ったのに、記録が残っていないというのはゆゆしき問題だと思った。 問題を知ったのは、報道等による。	記録の入力などの確認作業を正確に努めた。 ただ、今回の誰のものかわからない問題点として最終的に給付の際、名前を戸籍等で確認するのであれば、厚生年金加入届けの際も戸籍等を必須の添付書類とすべきと思われる。
767	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない	特別立法(納付または免除をさかのぼって受給権を満たすまで認める)	平成9年1月実施の基礎年金番号の導入の際に大学校研修で未統合の記録(いわゆる宙に浮いた年金記録)が相当数あることを知らされた。	上記に記載した問題への対応は業務センターが5年～10年かけて解決するといっていたが到底無理だとそのときから思っていた。理由としては、必ず市町村の住民基本情報及び所得情報等及び事務所の記録情報(台帳など)が必要不可欠であり今すぐ協力依頼をしないと時間がたつにつれてますます困難になっていくと思った。 今考えればその時点(平成9年)で問題提起を行い国を挙げて対応を図るよう要請すべきだったと反省している。 (今回の日本年金機構移行についても、社会保険庁・市町村・適用事業所などの事務処理システム自体が追いついていない状況でのスタートに大きな危惧を持っている)
768	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ない。	現在の作業を粘り強く続けていくしかないと思っているが、一定の取組後のゴール地点を示していただければ職員の士気は増すと思われる。	昭和47年前後に国民年金、厚生年金保険、船員保険の三制度共通の年金手帳番号制度が導入され、その後平成9年に基礎年金番号が導入されたが、基礎年金番号通知と合わせて他に年金手帳番号がある方の統合がなかなか進まなかったので心配はしていたが、被保険者、受給者の方々が種々の手続きの際に氏名索引等により解消できると考えていたため、5,000万件もの未統合記録があることは平成18年度にこの問題が起きるまで知らなかった。	社会保険事務所でのお客様対応の際は、他に年金手帳番号がないか必ずお尋ねし、合わせて氏名索引等も行い、他の手番が判明した際にはその場で処理票を作成し統合するように常に心がけていた。 今思えば、平成9年に基礎年金番号が導入された際に記録管理システムの再構築と、年金記録について今と同じような徹底的解明が行われていれば今回の問題は起きなかったと思料する。 過去の地方事務監察においても事業面を中心とした監察が主で、年金記録管理について指導を受けたことはなかったと記憶している。 私自身としては、一人について複数の番号が付番される制度とそれを統合しコンピューター管理に移す時点でもっと熟慮できなかったのだろうかという素朴な疑問が湧いてくる。それが記録問題の最大の原因ではないだろうか。
769	地方庁	その他(社会保険事務所)	現問題点以外は知らない。	専門知識を備えた正職員を増員すること。 現在のようにアルバイトが増員されても早期解決にはつながらない。 正職員数を削減した結果、複雑な処理ができる職員が減少してしまった。	入社した以降は適正に処理されていたので、報道があってから知った。	事務所勤務だったので、日々のお客様対応に追われていたが、一人ひとりに対し丁寧な対応を心掛けた。 ここ数年マスコミ報道が過熱し、正確な情報が国民に届いてなかったの感じる。その関係で記録正常者の苦情等が集中し、事務所自体がパンク状態に陥り、事務所本来の機能が発揮できなかった。 本庁としては、加熱するマスコミ報道を抑えてほしかった。 記録問題に関しては、コンピュータ移管時に正職員の増員ではなく、アルバイト対応だったのが処理誤りの増加につながったと思う。 今回も、アルバイトの増員で対応しているが、再度同じ問題が発生するのではないかと危惧している。 年金記録管理については記録管理に対するモラルの低さ、また、事業所の届出誤などのチェック機能が完全ではなかった。また、制度に沿ったオンラインシステムの構築が不完全であり、手
770	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	早急にカセットをフルオープンにし、旧台帳も端末機から閲覧できるようになれば早いと思います。また、疑い手番の電話による確認を外注していけば限られた職員の負担を軽くすることが出来ると考えます。	機械管理への移行時の段取りが悪いことによる不具合。事業主・被保険者の年金制度の無知・無関心からくる届出書の不備。また制度周知をなった社会保険庁の認識の甘さ。業務課(適用課)に配属された頃(平成9年当時)からある程度は知っていました。(取得届入力時の疑い手番	目の前のお客様の切実な思いに応えるよう窓口における対応には細心の注意を払ってきた。裁定請求時における記録の確認不足が受給者に関しては大きな反省点。080の導入が遅すぎたのも一因。現役世代については基礎年金番号導入時の広報不足。
771	地方庁	その他(社会保険事務所)		最後の一人まで解決すべき。そのための方策については考えつかない。	当初は、申請主義であったと認識しており、請求時にこれで間違いないと確認されたうえで決定していたので、もれていたことに関して行政の責任はあまり感じていなかった。また、ここまで未統合の記録があると思わなかった。記録問題が騒がれてから、国民の目線で考えるようになり、重大な問題であると思うようになった。	お客様の立場になり、記録の解明に努めているが、判明しない場合の方が多く、理解と納得が得られない。また、回答に時間を要し、お叱りを受けることもしばしばある。
772	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
773	地方庁	その他(社会保険事務局)				
774	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	現在本庁が示している対策を着実に実行していくことが解決への近道だと思います。	基礎年金番号への未統合年金記録は、納付相談や年金請求相談時に、処理すれば特に問題は無いと理解してました。 未統合記録の持ち主の中には、死亡者や無年金者なども存在するはずなので、解決は簡単でないと認識してました。 未統合記録については、基礎年金番号制度導入時から存在する事を知ってました。	特に個人として対策をとることはありませんでした。 基礎年金番号制度導入後、集中的に統合処理に取り組まなかった事と、 その進捗状況を国民の方へ情報公開してなかった事が反省点です。
775	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		年金制度の信頼を無くしてしまう重大な問題。 平成19年頃?	特別便や再裁定業務について全所体制でのぞんだ。 各制度の重複を年金請求までにすれば大丈夫と、基礎番導入以降も記録統合に積極敵に行わなかったつけが今回ってきている。 オンラインでなかった時であってもきちんと他の加入期間が無いか確認していたのか不明。
776	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金と厚生年金の間があいている場合(国民年金未加入の場合)、被保険者が窓口に来られた時にその間の1号取得届を取り未加入期間を国民年金で埋めるようにしていました。第三者委員会等で過去に遡りその間の納付が認められるというニュースを見て、果たしてあのときの処理が正しかったのかどうかと思うことがあります。 同様に、窓口には、夫に言うと年金などかけなくてよいと叱られるとの理由で妻だけ窓口納付をしていらっしゃる例が多数ありました。そのような方の夫も納付が認められているのではないだろうかと思うことがあります。	記録の管理の問題だけでなくさまざまな理由で年金をかけていらっしゃらない方がいらっしゃいます。より慎重な認定基準が必要であると思います。	年金の記録はWMで照会できるもの、マイクロで確認できるもの、各事務所にある台帳や索引簿で確認できるものがすべてであると思っていました。誰のものかも分からない記録があるとは年金記録問題が表に出るまでは知りませんでした。	確かにずさんな管理であると憤りを感じることもありましたが、パソコンもない時代に記録を管理することの大変さもあったのだと理解するようにしました。 記録を単なる記録として扱わないこと、お客様の人生の履歴・財産をお預かりしているという気持ちを持つことでだと思います。そうすれば人様のものを勝手に操作するようなことはできないと思います。また、なくしたり、修正したりできないと思います。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
777	地方庁	その他(社会保険事務局)		まだカセットが開いていない未整備の記録の整備が必要かと思います。 社会保険庁で開けられるカセット記録は早急に開いていただき、不明な記録については各社会保険事務局等と連携おとり整備を早急にすべきと思います		厚生年金記録が未整備であること。特に昭和30年代までの期間については、機械で見て事業所名等が判明できない加入期間が多く見られた。 いつからはじめられたのか知りませんが、各社会保険事務所にある厚生年金記録をフイルムに撮り、社会保険庁で整理を行い、不備な記録については、再度、各社会保険事務所に記録確認を行い記録整備をされていたと思いますが、いま見ていますと記録の不整備が見られます。最初の頃の記録整備が大切ではなかったかと思います。
778	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。	即効性のある問題解決策は考えにくいと思われます。 いまも行っている社会保険労務士・市区長村への協力をいただきつつ、紙台帳等の電子画像化や検索データ作成のシステム構築を早急に進め、突合作業を効率的に実地していくしかないと考えます。 もちろんわれわれ職員が一日でも早く問題解決となるよう全力をもって取り組むことは当然です。	マスコミ等の報道により年金記録問題が広く知られるようになり、過去のシステムにも問題はありましたが、一番の原因は職員の対応に問題があったために発生したものであると考えておりました。 つまりわれわれが行っている日々の業務の行き違いや説明不足の積み重ねがこのような問題を引き起こすきっかけにもなりうると痛感いたしました。	年金記録問題の対象者には高齢の方々がたくさんいらっしゃいますので、特に年金受給者の方々については、なにより迅速におこなわなければならないと思います。 しかし迅速さはもちろんのことですが、処理を急ぐあまり再び間違いがあっては、余計に時間を要することになってしまいます。 将来の国民の生活に関わる重要な問題ですので、迅速さに加え正確・確実に業務を進めていくことがなにより重要だと考えます。
779	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	集約化と人材(派遣等ではなく実務経験者で自分で判断できる職員)の確保。	新聞等の報道が先行していたので報道等を見聞きして知った。	出来るかぎり正確に調べた。その結果回答までの時間が長期化してしまった。
780	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	現在取り組んでる年金記録問題については、記録確認作業に時間がかかっているため、社会保険事務所の記録確認チーム及び地方第三者委員会の体制強化を図ったほうがよいと思う。 年金加入記録等を定期的にチェックするため、ねんきん定期便の対応はよいと思う。アメリカなどは、前から通知するなどサービスを行っていた。 また、すべての国民の住民基本台帳に基礎年金番号を表示し、国民年金や厚生年金の加入手続きをする際は、必ず住民基本台帳を添付させ、一人一番号制を徹底することを要望します。	私自身は採用時より、個人の大切な年金加入記録を長期間管理するため、「一時が万事、万事が一時」という姿勢で取り組んできました。 年金記録問題は、旧台帳からオンラインに切り替える際に生じているものが大部分であり、切り替え時のチェックが十分でなかったと思う。 また、帳票入力後のチェックも十分でなかったと思う。年金の裁定請求時点で確認して整備している流れになっていることが問題。	私たち職場に起こっている問題として、国民からの信頼を取りもどすため真正面から取り組まなくてはならない。 国民に年金記録を通知し、それを確認していただく。納得がいかないものは社会保険事務所での十分な確認、地方第三者委員会での周辺事情の調査を行っていくことが重要。 私は、[redacted]地方第三者委員会に在籍していましたのでそこど培ったノウハウなどを生かし、年金記録問題に取り組む決意です。
781	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		残り1ヵ月であるが、国民からの信頼回復を実現させるには、職員が全力を挙げて1件1件取組んでいくしかない。早期解決に向けてはマンパワーも必要であり、機構設立以降も同様の取組みが必要と考える。	マスコミで「宙に浮いた年金記録」と騒がれ、件数が発表されるまでは、 最低でも年金を請求するまでの間に、年金記録を整理(統合)する必要 があると認識していた。	相談者はもちろんであるが、知り合いの者に対しても過去の年金記録が きちんと整理(統合)されているか確認するよう依頼した。 基礎年金番号が導入された平成9年1月の時点において、複数の年金 手帳番号を有している方に対し、記録を統合するための届出(申し出)を 周知・徹底しなかったことが大きな反省点であったと考える。
782	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	現在知られている問題以上のことは知りません。	今のところ、記録業務に精通している人を集中的に配置することや、年金特別便の回答がない方への再度のアプローチ程度しか思いつきません。(特に既に年金を受給している方へ政府公報やマスコミを通じてアプローチする)	基礎年金番号導入以降、生年月日の古い方から順に記録の統合が進んできているものと考えていました。未だに5000万件の記録が未統合であることを知ったのは、現大臣が国会で質問した19年2月頃です。被保険者はもちろんのこと、年金受給者の方で記録が抜けている方や記録が判明しないために無年金となっておられる方にとっては、生活の基礎をおびやかす大きな問題だと思います。	問題を認識した当時は、直接、被保険者、受給者の方々に関わる業務ではありませんでしたが、業務センターのコールセンターの業務には2回ほど参加しました。 この問題の原因は、基礎年金番号導入前に安易に年金番号を二重に払い出していたことだと思います。1ヶ月の年金記録でも被保険者、受給者の方から見ると、老後生活の基礎である年金の額に反映される大事な記録であるという認識が足りなかったことだと考えます。
783	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	複数の番号を持っている方は、ねんきん定期便等によって確実に統合すること。また、現在番号がひとつの方についても、定期便等記録をお知らせすることによって引き続き記録の重要性について認識していただくことが重要であると考えます。そのように認識していただくためにも、テレビCM等を活用した広報が重要であると考えます。	年金制度の根幹を揺るがす問題であると認識しておりました。また、報道によりその問題を知りました。	ねんきん特別便等の対応を親切丁寧に行うようにしました。 反省点としては、正確に紙台帳からコンピューターに記録を移管することができなかったかどうか。基礎年金番号を実施した際、もう少し積極的に記録を統合することができなかったかどうか。基礎年金番号をもう少し早く実施することができなかったかどうか。
784	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	正職員、非常勤職員、全職員が解決していくんだという気持ちで臨む必要がある。	このように大問題になると思っていなかった。 時期はマスコミに出てきた頃で、明確な日付は覚えていません。	夜遅くまで残業したり、土曜日に出勤したりして、期間調査とかその回答をしていました。 あれだけ大量の事務処理を今の人材の数でやるのは、時間が相当かかっていつまでたっても追いつかないと思いました。 OBとかを大量にアルバイトとして雇って調査にあたらせても良いのではないかと思いました。 とにかく人が少なすぎです。
785	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じません	調査を徹底的に行ったうえで不正がおこなわれないようシステムの改善をすればよいのではないかと考えます。	年金番号を複数もっていて統合されていないため個人の正確な記録が反映されていない問題と認識していました。大きな問題として知ったのは新聞やテレビ等マスコミで報道された頃でした。	国民年金の記録で未統合になっている状態について疑重複調査をしましたが対応が不十分でした。
786	地方庁	社会保険事務所課長級以上		調査担当者を増やすしかない	平成19年頃 過去の職員の手抜き工事が原因である	平常業務以外に一日中窓口の応援を行った 受給者の記録について年金原簿のデータで作成したことや、共済期間の記録等について誤解を招く記録を送付したことにより余計に混乱した。
787	地方庁	その他(社会保険事務所)				
788	地方庁	社会保険事務所課長級以上	新聞等の報道などの情報しかわからない。	ねんきん特別便と特別便の活用にて解消。	この問題が報道し始めた頃、はじめて知った。複雑であると思った。	現在は、ねんきん定期便などを活用して1つ1つ解消している状態。反省点としては、各法における年金制度全体の複雑さがあると考える。窓口に来所されるお客様にご説明してもよくよく複雑で困惑されている。(報酬月額の決定方法・資格取得・喪失の関係・月変・算定基礎など)簡素化した仕組みの構築が必要と考える。
789	地方庁	地方社会保険事務局長	これまで知られている以外に、特別の事情等は、承知していない。	基本的には、政府(厚労省)方針に従って行動する。 更に、今後、考えられる方策として、年金記録問題解決の終着点は、国民が国民自身の年金記録に対して納得すればいいことであると考えれるので、「ねんきん定期便」に、本人承諾書("年金加入記録に相違ありません"という本人自筆署名入り)の提出を求める。(死亡者等についての整理が必要)	[redacted]当時は老齢等年金の裁定処理に4～6ヶ月を要していたと記憶している。その際に、年金請求者が記入する職歴と年金記録の不整合期間について、寸分違わない調査をすると、調査期間が長期となり、年金請求者の一刻も早い年金決定の要請に応えられない状況を踏まえ、記録不整合分で時間を要する分は、後日、再裁定の対応としたことが、今日の問題の一因となっているものと認識する。しかしながら、当時における認識としては、何よりもスピードが重視されていたため、今日のような問題の認識は希薄であった思う。 なお、今日のような問題の存在("宙に浮いた5千万件の年金記録")を認識したのは、平成19年5月の国会審議を発端にしたマスコミ報道があってからである。	今日の問題を認識した平成19年5月以後の対応 ①[redacted]管理者の立場であり、職員に対して、法令遵守・業務処理の適正化・情報管理等の重要性について、随時、指導を実施した。 ②[redacted]大学校で研修する研修生に対し、講義をとおし法令遵守・業務処理の適正化・情報管理等の重要性等について指導した。また、業務センターにおける再裁定処理に従事した。 ③[redacted]現場における"ねんきん記録問題への対応"について、管内の事務所・職員を統括し、年金記録問題対応の実施計画どおりに対応したものと認識する。 現時点で、今回の問題からの反省点としては、国民から負託されている業務への対応は、何をおいても、法令に基づいた適正な業務処理の執行に尽きるものと考えます。
790	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在、社会保険に勤めているものは、自分の仕事とともに記録整備の仕事をかなりの時間をかけて取り組んでいます。 このまま、進めていけばいいと思います。	いくつも年金手番があることが一番の問題だと思っていますが、年金に対する考え方から来る問題だとおもっています。昔は今ほど年金に関心がなかったと思います。ですから、被保険者も事務をする社会保険事務所の者も年金手番を比較的簡単に払い出していたと思います。その問題を重要な問題として意識したのは、マスコミで騒がれだしてからです。それまでは、年金請求時に記憶を整理してもらって統合すれば整理できると思っていました。	いまは平成9年より基礎年金番号ができたので、いくつもの年金番号を持つことはほとんどなくなったと思います。 被保険者や受給者の方と対応するときは、ご本人の記録を確認(特に未加入期間について)しています。
791	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				
792	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	マンパワーの更なる投入	受給権の確保についての問題だと認識していました。 平成17年頃。	被保険者へ十分な聞き取りをして、厚生年金記録のもれがないように確認しました。 基礎年金番号導入の遅れ。
793	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	強力なリーダーシップのもと、職員が年金問題を最優先の仕事として、他の業務を一時ストップしても早期に決着させるべきである。	年金制度、社会保険行政の信頼をなくす大きな問題と認識しました。平成19年頃。	実際に事務所等で年金相談をする際は親切丁寧を心がけ相談に当たっていましたが、年金制度の複雑さ等の関係からお客様の年金に対する知識が乏しいと感じます。 もっと単純で分かりやすい制度に改め、マスコミ等を利用した広報等を実施するなど年金を身近なものとして認識していただくような方法が必要と考えます。
794	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にはありません。	今行っている年金記録問題業務を確実に、対応をしていくことが必要と考えます。	日常の業務では、特に問題と感じたことはあまりありませんでしたが、この問題が起きてから、気にするようになりました。	基礎年金番号導入時点において、年金手帳の統合処理を確実に行うべきではあったが、当時の人員不足・予算不足等にて放置をしてきたことについては、反省すべきことではあります。そのため、未統合の年金番号が5000万件に膨れ上がってしまったと考えます。記録問題が起こってからは、お客様へは真摯に対応をいたしました。
795	地方庁	その他(社会保険事務所)		1年近く待っていただいている方々の為にも人数をふやして早急に回答することが一番の策だと考えます。又、お一人の方が何回も提出されていますので重複回答を勤送しないようにまとめれる場合はまとめて1度の回答で完了するようにどこかで一元管理できれば良いと思われますが。東京の回答と各事務所の回答と2～3回回答をもらって微妙に回答内容が違った場合かえって不信感を与えてしまうとおもいますので。	すみませんが、平成21年2月からの勤務となりますので、報道での知識しかありません。	早急に回答をしています。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
796	地方庁	社会保険事務所長	特に承知しておりません。	過去の年金記録問題については、ねんきん特別便を送付して回答をいただき、その回答に対して社会保険庁が調査を行って統合されていない年金記録を基礎年金番号に統合したことによって、かなりの割合で解決できたのではないかと思われます。未解決の部分については、今後も継続して解決に向けて努力していくとともに、今後、このような年金記録の不備を起こさないよう、年金記録をきちんと管理し、国民の皆様にねんきん定期便(あるいは年金通帳)でお知らせすることにより、ご自分の年金記録を定期的に確認していただくことが一番重要なことではないかと思います。 人的資源や予算には限りがありますので、過去の年金記録については、一定の解決ができた時点で対策を縮小し、将来に向けた年金記録対策や、厚生年金保険の未適用事業所問題、厚生年金保険や国民年金の収納率向上へ人的資源や予算を振り向けるべきではないかと考えます。 また、新聞報道によれば、「保険料納付の空白期間が1回だけで2年以内」であれば一律に記録を訂正するとありますが、安易に記録を訂正することはかえって年金記録の信頼性を失うことになるのではないかと危惧しますので、慎重な対応が必要ではないかと考えます。	基礎年金番号ができる以前は、厚生年金と国民年金は別々の年金番号でしたし、また、会社を転職するたびに別の厚生年金の年金番号をもらう人もいましたので、一人の人が複数の年金番号を持っているのはごく当たり前でした。過去のすべての年金番号を保存していたら年金記録の漏れはないのですが、ひとつでも過去の年金番号がわからなければ、年金を請求するときにその期間が抜け落ちる可能性は高いと思われます。 私自身は、社会保険事務所に勤務し始めた昭和50年代頃から、そういう認識は持っていました。年金記録は社会保険事務所へ照会すればわかるのですが、年金を請求するときになるまで、自分の年金記録がどうなっているのか無関心の人が多いのが不思議でした。マスコミ等にもこの問題が取り上げられることは一度もありませんでした。私自身も、基礎年金番号に統合されていない年金番号が5千万件もあると聞いて、その多さにびっくりしました。 厚生年金保険は、給与から源泉徴収されて、事業所から社会保険事務所に納入されます。被保険者が直接、国に納付する制度ではないので、事業所がきちんと手続きをしていれば問題はないのですが、中小零細企業も多く、事業所の担当者も様々ですので、加入すべき人が加入していなかったり、間違った保険料を控除していることも多かったです。社会保険事務所(国)が、ねんきん定期便のような方法で、定期的に、納めていただいた保険料について被保険者にお知らせすれば、現在のように大きな問題にはならなかったと思われます。 国税の脱税は、マスコミ等に大きく取り上げられ、社会的に大きな制裁を受けますが、社会保険の未加入についてはそのようなことはなく、告発もされていません。社会的風潮として、安易に事業所の社会保険未加入を黙認していることは、年金制度の崩壊につながると危惧します。	私自身は、年金記録関係の部署に勤務したとき、年金加入期間の照会文書についてきちんと調べたり、年金請求の時点で、記録に漏れがないかどうか、ご本人に確認を行い、漏れがないように対応してきました。 (反省点) 年金記録問題は、年金制度(仕組)の問題が大きかったと思います。基礎年金番号制度の導入と年金記録の定期的なお知らせ、この2つのシステムが公的年金制度の発足当初からなされていたら、大きな問題にはならなかったと思います。厚生省や社会保険庁本庁において、年金制度設計(記録管理)の基本的な認識が欠け落ちていたことが一番の問題だと思っています。また、厚生年金の記録の届出について、カナ氏名と住所の届出が当初からなされていなかったことも問題点として挙げられます。 事業所の側の問題点としては、雇用するときに、厚生年金手帳を持っているかどうかの確認がおろそかだったり、戸籍に記載された氏名や生年月日を確認して資格取得の届出がきちんとされていたかどうかが挙げられます。 社会保険事務所の問題点としては、資格取得届が提出されたとき、届書に厚生年金番号が記載されていなかったら、安易に新しい年金番号を払い出すのではなく、事業所に照会して、ご本人の経歴等を確認して過去に厚生年金に加入していたのかどうかを確認していたか、提出された資格取得届や算定基礎届の入力が正確にされていたかどうか、また、年金の請求の際に、ご本人に漏れがないかどうかきちんと確認していたかどうか、が反省点として挙げられます。 マスコミ等は、このような問題点を正確に把握せず、全部、社会保険庁が悪いというキャンペー
797	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません		ありません	
798	地方庁	その他(社会保険事務局)	①国民年金において、生年月日が昭和16年4月1日以前の方(老齢基礎年金加入年数の短縮規定に該当する方)が、老齢基礎年金加入年数到達後の期間について、未納・全額免除・納付と様々に対応が分かれており、納付をした人が事実上損をしていること。 ②古い時代の資格取得届の方法により、保険料の誤還付や資格取得日の誤りが多く発生していること。(例1:厚生年金の資格取得日・喪失日が証明書でなく口頭の申出によることがあったため、実際の得喪とずれが生じ、保険料の誤還付が発生する。例2:婚姻した女性の強制加入期間を婚姻日の認識誤りで任意加入期間とあやまったため、保険料の誤還付が発生する。 ③納付記録変換処理を行う際、マイクロ等による記録確認を十分行わなかったため、マイクロの記録とWMの記録に齟齬が発生していることがある。 ④本領収書発行時点で回収すべき仮領収書・保険料預り証が回収されず、2つを別の納付と思いこんで保険料の2重納付を主張する場合がある。 ⑤年度途中の住所移動により、転出先に住所移動年度の保険料納付状況が正確に伝達されず未納となっている場合がある。	①現時点では60歳までは強制加入者として保険料納付義務があり、納付者を特別扱いすることはできない。法律上の決まりとして説明により納得いただくように最善を尽くすしかないと思います。480月を越える任意加入期間の保険料還付のような方策が決定されれば、その施策に従って迅速な対応を行っていくよう努力するべきと考えます。 ②誤還付については、調査段階で不自然な還付と思われるものは戸籍の取寄せなど徹底した調査を行い、誤還付として納付記録の追加ができる事案を見逃さないよう常に意識して調査を行っていく必要があると考えます。 ③これから納付記録変換処理を行う必要があるものは記録の確認を十分に行ってから記録変換を行う。万一確認によっても不明で記録変換が必要なものについては、個別に上層部に疑義をあげ慎重に対応を協議すべきと考えます。 ④⑤可能な限りの調査を行い、明確な理由をもって回答が行える調査を実施することでフォローしていくしかないと思います。	年金制度の信頼を根幹から揺るがず問題と認識しています。実際に調査活動に従事して、記録の矛盾が想像より遥かに多かったことに驚きながら調査を行っています。 記録問題は、採用になって7・8ヶ月後ぐらい(平成18年の初夏)に窓口で領収書を持参された相談者の方の記録がWMと異なっているのを担当したのが初めてになります。市役所に赴いて実際に記録確認を行ったりし、記録の矛盾が実在することに驚いた記憶があります。	日々たくさんの調査依頼をお預かりして調査していますが、提出された方からは真摯な調査を期待されているので、可能な限り詳細な調査と、提出された方がわかりやすい回答作成を第一に日々の業務にあたっています。 特別便・定期便にチラシとして同封することで防ぎえた軽微な内容についての調査依頼が数多く寄せられている為、本来調査が必要な依頼に集中してあたることができない面があります。(例①昭和36年4月以前に取得日がある期間の納付の主張・20歳前期間の国民年金納付・昭和61年3月以前の第3号など。例②:特別支給の老齢厚生年金・老齢厚生年金受給者の特別便で、給付システムから情報を採ったため、60歳以降の厚生年金加入や国民年金の任意加入期間が記載されておらず、特別便としての調査依頼や窓口・電話でのクレームが数多く寄せられています。)
799	地方庁	その他(社会保険事務所)	滞納事業所が滞納のまま倒産しても、納付されたものとして年金受給できる点。 新規適用事業所の即滞納が多い点。	国税徴収法により滞納処ができることによって、担保されているとはいえ、滞納処分に努力することは、勿論必要ですが、財産がなく処分不能の場合、従業員はともかく、役員に関しては、公平性の観点から滞納分に応じて、年金受給額を減らすことを検討してはどうでしょうか。 また、新規に法人を立ち上げた場合、一定期間は保険料を低く設定するなど 工夫、配慮が必要ではないか。保険料負担が重く、育つ企業も育たないと思います。	期間照会業務や、年金給付業務を経験していなかったので、裁定時に洗いざらい整理するものと思っていた。(知らなかった) 知ったのは、世間が騒ぎ出したときです。	業務を担当していなかったので、その当時は対応しようがなかった。 しかし、年金記録管理形態に時代背景(機械の発展等)もあるので、一概に怠慢などと、簡単には言い切れない面もあると思う。 しかし各人の業務経験に偏りがあると思う。 即戦力が求められすぎて、それに対する、人事異動の問題、本人の自己研修など足りなかったことは多いと思います。(私自身も自己研鑽に励んだとは言い難いですが・・・)
800	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に知りません。	国民の立場に立って申し立てを十分に汲み取り、記録訂正に関し公正な判断を示すことが重要である。	宙に浮いた年金記録、消えた年金記録の問題は、社会保険庁、市町村による行政ミスや制度の欠陥から発生したものと認識しています。 平成19年1月頃です。	年金記録問題については、加入者、受給者全員が本来受け取ることができるはずの年金を全額間違いなく受け取ることができることを旨とし、信頼を確立する。 基礎年金番号導入時(平成9年1月)の徹底した取り組み及び確認が必要ではなかったのかと思
801	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	本人から照会があった記録以外にも、疑わしい記録がある場合については、本人に必ず連絡を取り、確認をしていく必要があると思います。 また、照会に対して迅速に対応できるよう記録問題に人員を増やし、専門的に記録問題を解決する必要があると思います。	平成19年ごろに宙に浮いた年金という年金記録問題が出てきましたが、平成17年ごろに年金給付課に配属になってから、基礎年金番号に登録されていない年金手番をお持ちの方がいらっしゃることは知っていましたが、その時には、時間のあるときや、年金受給の手続きの際に統合の手続きをしてもらえばよいと思っていました。 しかし、年金記録問題が明るみになってからは、受給者であってもなくても、手番を持っているとわかった時点で、手番統合を行うべきであったと感じました。	手番があるとわかったお客様に対しては、統合のための用紙をお渡しし、提出をお願いしています。番号がわからないお客様に対しては、相談の際になるべく記録を見つけることができるよう、WMや台帳を確認し記録を探しますが、それでも見つからない場合は、記録照会回答表を記入し提出していただいています。 反省点としては、一番に、統台帳からコンピュータに記録を移す時にもっと慎重にするべきであったと思います。検索して出てきた氏名を見ると、絶対にこんな風には読まないというようなカタカナで氏名が登録されていたりします。 次に、年金受給者に対しては、年金請求手続きの際に、本人に対して履歴の確認をもっとするべきであったということ、氏名検索して記録を探す場合でも、名前の読み方や生年月日でもっと検索するべきであったと考えます。 受給者でない方については、手番があると判明した時点で、統合手続きをお願いしなければならなかったと考えています。
802	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	一件一件、確実に調べていき少しでも減らすようにしなければならないと考えています。 皆様に対しては、継続して周知していくことが大切だとおもいます。	このような問題があることは、問題発覚時の報道でしりました。	日々の処理の中で正確に処理していくことはもちろん、事後のチェックも含めて間違いを起こさないことが必要とおもいます。 毎日、いろいろなパターンの処理がありますが、やはりその業務に精通することが必要になるかとおもいます。そのためにも職員のスキルアップが必要で人事移動などでその点、配慮は必要と
803	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。		平成16年からの、社会保険庁の問題の解決を図るべく、組織改革を実施しようとした矢先のできごとで、改革が一時ストップ若しくは逆行してしまった出来事と感じています。また、この問題が、現在の政権交代の大きな引き金になったと思います。 私個人としましては、今までの仕事、存在意義、価値観等が全て否定され、生活が一転した出来事でした。良い意味で言えば、自分自身、自分の仕事を見つめなおす機会でした。	私個人としては、批判を電話で良く受けることがあるのですが、ただ、只管、お客様のご意見をお聞きして、謝罪することしかできませんでした。 そして、職員の全員がそのような気持ちを持っているのではなく、また、これを機に改革、改善していくことを説明するしかありませんでした。仕事への意識としては、とにかくミス・誤りがないようという感覚ななりました。 反省点としては、組織としての歯止めが効かなかったことにあると思います。誰かが、「それは間違えだ」と、気付いて声を挙げていれば、今と状況も違ったものになっていたのではないかと思います。
804	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	該当する問題がないため対応する方策はなし。	年金制度が発足して以来、長年にわたり生じた様々な問題が輻輳して生じたもの。 平成17年に国民年金の業務に携わることとなった際に、問題の存在について自覚した。	国民(相談者)の立場に立ち話を聞くこと。信頼を回復するため、紳士に対応し誠実に業務を行うこととした。 年金相談においても、制度の理解に努めるため、背景にある法律等の知識を習得しより一層の理解が得られるように努めた。 これまでは本庁からのトップダウンの構造であったが、地方(現場)の意見を軽視していたと感じる。今後は本庁と地方(現場)が意見を交わし一体となり、国民に向かって運営すること。 全てのもの(国民、職員、国等)が年金に対して高い関心を持ち、積極的に携わっていくこと。 職員は、国民本位という意識を常に忘れず、その場しのぎとならないよう将来をも見据え責任をもった業務を行う。
805	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	事務集約方式によるメリット・デメリットがあると思われるが、1件毎にかたずけなくてはならない。	本人の加入履歴であり、年金請求時に確認するので、その時点でなければわからない。 報酬等については、テレビ放映とかで知ったが、時期は覚えていません。	担当になれば、毅然とした対応をしようとした。 当時の担当者も大変だったのでしょうが、事業主の社会的責任の希薄もあったと思われる。
806	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	事務所内で、記録の整理や回答の事務を行う専門の職員数が少ないように思います。記録整理・回答の補助としてアルバイトの方は多くおられますが、最終的にチェックを行ったりアルバイト職員ができない事後処理を行う職員は今以上に必要と感じております。	今年1月からの臨時任用ですので、わかりません。	今年1月からの臨時任用ですので、わかりません。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
807	地方庁	その他(社会保険事務所)	現在、職場では、過去の年金問題に注力し過ぎであり、現存の事業所や被保険者についての、調査・審査・徴収対策がなおざりにされているように感じる。 このような状況は、近い将来、また同じような年金問題が発生する下地になるのではないだろうか。 過去の年金問題を解決するのは、きわめて重要であるが、今の仕事を完全にした上でのことではないか。	基本的には、1件1件丁寧に対応していくしかないと思う。 問題の解決が早ければ良いのは当然であるが、無理な締め切りなどを設けず、やっていくしかない。	平成8～13年当事、年金給付課で老齢厚生年金の審査を複数の事務所で担当したが、その頃より、機械化されていない被保険者記録の数々や、加入期間・報酬・氏名等の基本情報が誤って収録された年金記録を見るにつけ、いずれ問題になるのではないかと思っていた。	老齢年金の裁定請求時を、最後のチャンスと捉え、可能な限り正確な審査を行うよう、努力していた。ただし、現在のように調査を行う手段が無い状況下では、請求者から申し出てもらわなければ、調査しようがないケースも多く、当事の自分の対応が完全であったとは思っていない。 平成9年に基礎年金番号が導入されたときに、全体的な調査まで行わなくとも、全ての紙台帳のデータ化し、調査する手段を整備しておくべきであったと考える。また、平成9年当事から少しずつでも調査をすすめておけば、年金問題ははるかに小さく、収束していたのではないだろうか。
808	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	特にありません	採用されたとき。未統合手帳番号が無数にある。	システムの不備。
809	地方庁	その他(社会保険事務局)			ただ単に現時点では手番となっているだけで、年金の請求時や転職時などを契機にそのうち基礎番に統合されるものなので、たいした問題ではないと思っていた。 実情をはじめて知ったのは5000万件が騒がれてから。	事務センターに籍を置いているため、現場への応援体制が組まれてからこの問題に対応した(している)。 社保庁発足以前より記録不備が指摘されており、将来が危惧されていたことが今ではわかっている。その時点で適切な対応策が模索されていたならば、後年になってこのような混乱を招く事態を回避できたはずである。
810	地方庁	その他(社会保険事務局)		今、年金の請求をされて来ている方の記録については、受付の段階で記録を洩らすことなく処理することを前提に、これ以上、宙に浮いた年金記録を作らないことがまずひとつ。 その他圧倒的多数の年金記録については、やはり個別に対応していく他はないと思います。 ご本人からのアプローチだけではなく、こちらからの積極的なアクションで該当者を地道に探し出していくことになると思います。 昔のことなので、できれば当時のOBの方々の協力が得られればいいのではないでしょうか。	年金請求の際に、あくまでも本人の申し出主義を貫く形をとっていたようです。別人の記録を収録することのほうが大きな過ちとなる意識の方が強かったかと思います。 採用されてからまだまもなくこの問題が持ち上げられました。	実際自分がお客様と接しだしたのは、この問題後が初めてでしたので、なぜ、このような宙に浮いた記録が続々出てくることになるのか理解に苦しむところはありました。お客様の申し出された期間の他にも昔の記憶を思い出していただけるよう対応したつもりです。 すべての原因がそうであるとは思いませんが、当時の対応のずさんさを指摘されても仕方が無いのでは、と思うところもあります。 また、こういったように大きく取り上げられることによって、国民一人ひとりが年金についての知識を少しでも持っていただけたのではないかとも思います。
811	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特記事項はありません。	平素の業務として、期間照会については丁寧に対応することと、国民年金被保険者台帳の内容整備については誤りなく行うことしかないと考えます。 また、全体として、現存する紙媒体の年金記録の保存・管理を徹底し、磁気媒体の年金記録及びマイクロ保存の年金記録との突合を短期間に、かつ、確実に行うしかないと考えます。	年金記録問題が国会で取り上げられた際に、このような問題があることを認識した次第です。 年金制度は国民生活に密着したものであり、これを抜きにしては考えることはできません。 したがって、年金記録問題は生活基盤を脅かす非常に重要な問題であります。	ねんきん特別便への国民の皆様からの照会については、真摯に対応させていただいております。 また、国民年金被保険者台帳の整備等については、誤りがないよう慎重に事務処理を行っております。 マイクロフィルムでの記録管理や磁気媒体での記録管理を通信して、紙媒体の記録管理を蔑ろにして丁寧に行わなかったことにより、年金記録を散逸させてしまったこと。
812	地方庁	その他(社会保険事務局)				
813	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に無し	特に無し	基礎年金制度導入前は、年金受給時若しくは記録確認申出時に職歴や住所歴によりその方々の記録を確実に整理して差し上げることで十分対応できると思っていました。導入後においては、記録を一本に統合する意味を理解し、接する機会のたびに記録統合のご案内や処理を進めていました。 しかし、記録管理そのものが問題があるという認識はありませんでした。記録管理が不十分であるという前提では、年金記録等の相談に関して自信を持って対応することはできないからです。 年金記録問題として取りだたされた時点で、宙に浮いた年金記録については、なかなか進まない統合処理を危惧していましたから認識はありましたが、記録改ざんや記録がない、基本項目や	基礎年金制度導入後は、とにかく記録を統合することを現場業務の中で常に意識した対応を行っていました。なかなか進まないことについては、本庁から順次送付される記録照会の送付と連携して時間は掛かるかもしれないが地道に進めて行くしかないと理解していました。 記録の管理ということが一番重要であると考えます。日々更新される年金記録を身近に確認してもらう仕組みを作り、保険者と被保険者相互の確認により管理していくことが大切だと思います。 よって、以前のように一方が主体的に管理する仕組みは今日の記録問題の再燃になると思います。
814	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	人員を増やす。 正しい年金の知識がないことによる照会が多いので、制度の広報・啓発に努める。	自己の年金記録や手続きに関心を持つ機会のひとつとして認識した。 2,3年前。	
815	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にない	地道に来訪するお客様に対応していくこと、未提出者について、積極的に働きかけをしていくしかないと考えます。	年金相談窓口で年金請求の相談にあたれば、基礎年金番号へ統合されていない手帳番号が多数あることは、気づいていたと思います。	年金の請求前の相談時点で、統合処理をするように努めましたが、全体の感じとしては、年金請求時点で統合すればよいという考え方があった点が反省点としてあげられると思います。
816	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		問題の存在を知ったのは、世間で騒がれるようになってからです。 大変なことだと思いました。 一つ一つの問題と正面から真直ぐに向き合い、解決していかなくてはならない、 と思っています。	丁寧に対応しているつもりです。 各人の仕事を持ちつつ、かなりの時間を特別便の対応に割いており、 真剣に対応しているので、特に今は反省点は考えられません。
817	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		全所体制で実施しているところですが、年金問題解決への道のりは21年3月 受付分までねんきん特別便についてある程度目途がたったのですが、年金問題 全体としては事業半ばと思います。 予算措置として謝金等職員を投入して問題解決に向け日々努力をしていますが、謝金の数に対する職員の数が限られている現状では、年金記録に対するノウハウを持っておられるOB職員の活用が問題解決に繋がると考えます。 OB職員の勤務形態を柔軟な形態であれば応募も今以上に在るのではと考えます。(OB職員の方の話では毎日フルタイムは厳しいとの声も聞いており)応募者(OB職員)との応談により勤務しやすい時間設定が望ましい。 記録問題に対応する職員は記録問題解決まで部所変更しない等	認識したのは、年金記録の業務目的外閲覧に始まり、国民年金の不正免除等が発生しそなことが社会保険の職場で行われていたのかと法令順守違反等として認識。 また、宙に浮いた年金記録については、現場としては庁に対して記録進達をしたものが、そのままWMに反映するものと考えていましたが、平成19年度に旧名簿との突合するに生年月日特に日にちがまるめてあることに特に驚きました (1日～9日は1日10～19日は10日20～30日は20日と全く本人の記録とは別物になっている事実をしりませんでした特定の年度にかかるものですが)	一にも二にも法令順守の徹底が必要 国民年金の免除問題、漏及全廃、遡及月変等については安易な方法による事業目標の為に行われことなど、到底一般社会で許されるものでなく、国民の信頼を裏切る、このような行為を私たち反省しなければなりません。 宙に浮いた年金問題に関しては国民の信頼回復のためにも入念照会等は勿論のこと、記録に誤り、訂正があると回答した者への迅速かつ誠実な取組をしなければなりません。
818	地方庁	その他(社会保険事務局)	1. 厚生年金の加給年金受給者の配偶者が加入期間20年以上の退職共済年金を受給し始めても、加給年金は手続きしないと支給停止にならない。したがって、過払いが発生し後日加給年金の返納が生じる。 2. 厚生年金の加給年金、国民年金の振替加算について、配偶者状態表示を入力しておかないと、受給資格が発生しても、勧奨の案内が行かない。したがって、本来受給できる年金が受給できていない受給者が多数いると思われる。	1. 2ともにシステムを改善したうえ、国民年金、厚生年金、共済年金を一元化して、記録を運動させることが必要と思われる。	社会保険オンラインシステムに反映している記録は完全な記録だと認識していたので、年金記録問題で反映されていない記録が多数あるとは全く思わなかった。よって、年金記録問題が存在することを知ったのは、平成19年5月頃である。	納得のいくまで調査し、私自身が調査できる範囲まで調べたうえで、その時点までで対応した。 納得がいかなければ、再調査、第三者委員会への申出を案内した。 反省点は、社会保険オンラインシステムに統合機の記録が完全に反映されていないこと、その統合機が識別不能なものがあるということが解決を困難なものとしていると思われる。
819	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	一例ですが、カセットの収録記録を解除するシステムの構築	社会保険庁、市町村の行政ミス及び制度の一部の欠陥と認識しております。 社会保険庁が公表した時点頃。	年金相談等を通じて回復の必要な方への誠意ある対応を心がけた。
820	地方庁	その他(社会保険事務所)				
821	地方庁	その他(社会保険事務所)				
822	地方庁	社会保険事務所課長級以上		年金記録問題の解決については、人員の投入が、必要であるが、専門的知識が、必要なので、年金機構に採用されない職員も含めて人員を投入すべきである。	年金記録問題は、過去の記録整備の不備とオンライン導入時の切り替え時 の誤りや、基礎年金番号設定時の被保険者からの回答漏れ等が、からんで発生したものと認識している。記録問題が、存在していると知ったのは、平成17年頃であった。	年金相談に、来訪されたときは、客の申し立てた期間について捜すことに努力しました。反省点としては、客の申し出待ちの姿勢出、積極的に記録問題に取り組むという視点が、弱かった。、
823	地方庁	その他(社会保険事務所)				
824	地方庁	その他(社会保険事務局)	報道等の情報以上のことはわかりません。	当事者双方において証拠書類が存在せず、オンラインの情報のみしかないケースが多く、お互いに立証することが困難なケースが多くあります。 そのため、政治的判断によらなければ解決は難しいと思われますが、その際には公平性を保つ必要があると思われます。	重大な問題であり、かつ解決が難しい問題だと思いました。 オンラインの情報が誤りがあることは想定できなかったため、問題が存在することを知ったのは、報道等で広まった時期であると思います。	お客様の話を頭ごなしに否定することなくしっかり聴き、不信感をなくすよう心がけました。 問題が大きくなったのは、最初の段階で有効な対策を取れなかったため、必要以上に不安をあおることとなり、実際に記録問題の影響がほとんどないような方にまで心配をさせることとなったと思います。
825	地方庁	社会保険事務所課長級以上	愛媛県では無いと思います。	厚生年金で言えば、早く力セット解除を進めるべきだと思っています。 今だに多数解除できていないものがあります。	記録もれがあるというのは、日常のオンライン入力・照会の際に記録をみていれば、誰でも分かっていた事だと思います。 期間漏れによる再裁定処理が過去から引き続き行われており、採用2～3年目から問題意識としてはありました。	オンライン導入後は、年金相談また窓口での各種相談時には、常に「058」・「090」の氏名索引により、番号の重複整理また基礎年金番号への整理に対応してきました。 愛媛県は良いということでもありませんが、自治労との組織的な問題だったのではないでしょうか。
826	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に他にはありません	高齢者の方が多い中、回答や処理を至急にさせていただくことは必要ですが、他人の記録を誤って登録してしまうなどの事故がこれ以上ないよう、これ以上受給者の方々の信頼を失うことはならないと思います。スピードばかりを求められるのは間違っていると思います。	基礎年金番号以外の年金手帳番号について、誰のものでもない記録が存在することは知っていたが、年金記録問題が出てくると同時にそのことの重大さに気がつきました。	年金裁定請求の際に請求者の公的年金制度加入記録について確認いただくので、すでに受給中の方についてはそのほとんどの方に年金記録もれはないと思っていました。しかし、年金記録問題がでてきて、もうすでにお亡くなりになっているかたや、入院中で確認(照会)がとれない方も多数あるということを知り、申し訳なく思いました。私たち一人一人がいま目の前にある業務を毎日こなして、失った信頼を回復していかなければならないと思います。
827	地方庁	その他(社会保険事務所)			収録されている加入記録が不完全であることを、知ってると知らないでは大違いになる。年金給付課在籍のとき。	過去の分はどうにもできない、これからの分だけは法憲して進める。労働組合との馴れ合い、機械化導入の際のずさんな対応
828	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	新聞報道されているような、一律1年以内なら納付と認める等安易な解決策は、かえって国民の信頼を失いかねないと考えます。 社会保険OB、市町の協力を得て一つ一つ解決していくことが重要だと考えます。	厚生年金については、直接担当はしていなかったが、国民年金の事務を進める側からみれが、事業所を替わるたびに新たな番号が払いだされる状況に疑問を抱いた。 健康保険の加入時に本人確認を行うのため住民票等の添付がなされていないため、氏名(読み仮名等)・生年月日等に不一致が見られた。	当時は年金に関心が薄く、健康保険証の払い出しに重点が置かれたていたように思えた。 今回の問題は基礎年金番号を導入した時点で当然起こりうることであり、対応が遅れたのが主因と思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
829	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	内部職員の活発な意見及び外部のお客様の意見を上部組織から良く理解し、末端の組織まで統一感を持って迅速に反映できるような組織づくりが必要。	国家や社会の重大な問題。テレビや新聞等で報道されるにいたり、何十年も前からあったことを、遅まきながら認識した。	できるだけ誠実になおかつ迅速にお客様には対応できたと思っています。ただ慎重な問題のため、やや迅速さが足りなかった点が反省点として挙げられると思います。また、過去の経過を踏まえた社会保険の歴史を検証することも、今後は必要かと思います。
830	地方庁	その他(社会保険事務所)		必要な人員を確保した上で、徹底した調査を行うほかにないと考える。	正直なところ、新聞等で大きく報道されるまで、あまり認識がなかった。	特別便にかかる窓口、電話では、謝罪の上ご本人に記録を確認して頂くよう話をした。年金記録問題が大きく取り上げられるまで、問題意識の認識が不足していたことが反省点だと思う。
831	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録問題だけではなく、年金の仕組みや制度について、もっと国民の理解を深めるような周知活動が必要だと思います。 また、事業所における事務手続の指導や調査を徹底しなければ、第二の記録問題に発展してしまう可能性があると考えます。	平成9年当時の基礎年金番号導入時の周知不足や国民の年金に対する理解不足だと思います。 私自身、実際、このお仕事に従事する前は何もわかりませんでした。 報道等では、常時社会保険サイドの不備ばかりが取りざたされていて、とても残念です。	年金特別便や定期便の照会等で、できるだけわかりやすく回答すること。
832	地方庁	その他(社会保険事務所)		カセット記録を全てオープンにする。事業所記号、保険番号、標準報酬も収録したうえで。		
833	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		オンライン導入時から被保険者氏名や事業所名称、記録内容に多くの不備があり、それをほぼ全員が認識しているにもかかわらず、年金裁定していた。 この職場に入ってから問題があることは、自分も含め多くの人が認識していたと思われる。	庁組織全体が問題に気づいていたと思うが、一個人や事務所内ではどうすることもできなかった。 少なからず庁には問題提起していたが、当時(今も含めて)、現場の意見を黙殺していたことが
834	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	年金記録問題については、現在実施をしている、本人、配偶者及び家族による確認を確実に行うこと。 また、確認未了分については職員等による実地調査を行うこと。	大変な問題であると認識しました。 年金記録問題が発生した時点です。	ねんきん特別便の入念調査において、電話、文書による確認作業、また、記録の内容等が不明なものについては電話等により確認の実施を行った。 年金記録(厚年・国年)については、WMの情報が正確であると思っていました。記録管理における入力処理等があまりにも杜撰であると思いました。
835	地方庁	社会保険事務所課長級以上		記録の整備と各省庁・市町村との連携。	記録問題については、マスコミで取り上げられるようになった時点で認識。	記録漏れのあるお客様に対し、過去の記録を思い出すよう多くの情報を提供するよう対応。 記録問題は、基礎年金番号導入時の国民に対する周知が徹底されていないこと、記録の補正が不十分であったことが挙げられる。
836	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。国民年金は、保険料納付について市町村との突合を行なっていると聞いておりました。厚生年金保険は、年金記録はWM上の記録だけであり、また、それが正しいと思っておりました。遡及訂正は、事業主などの役員が、事業の業績で取締役会等を開催して役員報酬を減としているケースがあると考えておりました。なお、このケースで鹿児島県は、月額変更届に加 締役会の議事録を添付する取り扱いになってい	まず、国民の信頼を回復するうえで、最優先課題として取り組む必要があると考えます。現在行なっている色々な角度(住基ネットワーク、漢字カナ、払出簿等)からの郵送方式、今取り組もうとしている市町村情報によることに加え、最終的には、把握している住所へ戸別訪問を行なわざるを た。 多くなお客様とお話をしていますが、死亡した夫の記録で、結 ご本人が会社名を覚えていらっしゃらない場合は、判定書に その対応に苦慮しております。他人の記録を統合することが 判断の幅を安易に広げて、統合するような対策はありえないと	年金の元となる大切な記録、土台となるところの加入記録ですから、大変な問題、年金制度への信頼をなくす問題であると認識していました。 女性の旧姓での記録や再就職のたびに新しい年金番号を払い出した場合などは、平成3年からの社会保険事務所の業務課、年金給付課でこれは問題があると考えたことはありました。 また、平成9年1月の基礎年金番号制度が始まったときに、多くの統合されない年金手帳番号があることを知りました。	国民の皆様がこの問題で混乱され、社会保険事務所の窓口へ殺到されましたが、ご納得いただくよう誠意を持って対応しました。 女性の旧姓での記録や再就職のたびに新しい年金番号を払い出した場合などは、年金請求の際に解決できると甘い認識であったことは事実です。 基礎年金番号制度が平成9年1月に始まりましたが、もっと早く対応すべきであったと考えます。 これを機会に年金手帳番号の重複払い出しに特に注意して業務を行なっていたと思います。
837	地方庁	地方社会保険事務局長	承知しておりません		・年金記録問題を認識したのは、未統合記録が5千万件あると公表された時。 ・基礎年金番号導入時にきちんと対処すべきであったものと考えていた。 ・年金制度にとって、記録管理は生命線であり、それが十分になされていなかったことは、公的年金制度所管庁としてあってはならないことであり、記録の適正化と管理の徹底を必ずやり遂げるべきものと考えている。	・全体の行程表に則って、適正に記録問題対応業務が進められるよう、体制の整備や進捗の管理に取組んで来た。 ・多くの国民の皆さんに関わる問題であることと、極めて杜撰な実態であったため、早急な対応が必要なため問題が発覚する度に次々と手が打たれたが、それらは、ある意味場当たり的に行われたとも言え、国民の皆様にかえって不安や混乱を来たしたのではないかと思う。年金記録問題の解決の為には、全体計画を十分に練り上げ、体制の整備も図りつつ、国民の皆さんの中に不安や混乱が起こらないように取組みを進めるべきであった。
838	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし。	現状の対策で良いと思う。	庁全体で取り組むべき問題。 問題認識は入局前(20年8月入局のため(任期付任用職員))	できる範囲で対応した。(特殊台帳と、オンライン記録の突合など) 自分の業務とのバランスをとるのが難しく、中途半端になってしまった。
839	地方庁	その他(社会保険事務所)			最も重要で、最も迅速に対応すべき問題。 平成19年	お客様への窓口対応、記録調査に積極的に取り組んだ。 過去の年金制度について、もっと知識を蓄えておく必要があった。 そうしておけば、もっとお客様によりスムーズに理解していただけたし、回答も早くできたと思う。
840	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		新聞報道等があるまで、年金記録問題を認識してませんでした。	制度上の問題が大きいと思います。
841	地方庁	社会保険事務所長	特になし	早急な処理では、間違いを生じる危険があり、多少の時間はやむをえないものとして処理することが重要と考える。	信頼を失う重要な案件であるとの認識を持っている(もっていた) 報道をされた時に存在を知った。	正確な記録訂正に心がけることが肝要であるとの認識で、より慎重さを求めた。 結果を求め急ぎすぎのように感じる。 十分な検証を重ねた後でもよかったのでは。
842	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	未統合番号者の特定作業を進めるため、再度の広報や文書送付をはじめ、再度の取組が必要と思われる。	①当時、市町村台帳と事務所台帳を定期的に突合作業でのオンライン化への切り替え作業を行ったが、手作業であったため、記録が完全に移行できなかったことが原因。 ②平成9年1月での基礎年金番号導入の際、広報が不足していたため、同制度で2つ以上番号を持っていた人が、予想以上に多く存在していた。(会社加入時に手帳をもっていなければ、新規番号発行での対応が多かったのではないか) 上記について、被保険者からの期間照会等により、そうした記録があることがわかったが、知った時期は基礎年金番号導入ごが多かったと記憶している。	ねんきん特別便への対応を最優先に行い、未統合番号の解消に努めた。 基礎年金番号を導入する際、広報や未統合番号への対応も本人任せでなく、取り組むべきであったと反省する。
843	地方庁	その他(社会保険事務所)	事業所名を調べるため、年金番号の払出確認を事務センター等へ電話で依頼して事業所記号が判明したとしても、その都度事業所記号の補正を行っていないので、その記録について何度か照会があった場合に、また同様の依頼を行って確認しなければならない。	将来的に、年金通帳の導入等により、いつでも年金記録を確認していただけるようにするためには、全ての事業所名称が表示されるように整備する必要があると思います。 ただ、紙台帳・名簿によっては破損等により判読不能なものがありますので、そういった記録をどうするかが課題であると考えます。	平成13年4月から3年9ヶ月間、年金相談業務に従事していましたが、未統合の年金手帳番号が多数存在すること、また、事業所記号・名称が表示登録されていない記録が多いことを知り、このまま放置していて将来的に大丈夫なのか、不安に思っていました。	他の職員と同様に、その都度、職歴確認・手帳番号の払出確認を行うことで対応してきましたが、もっと早く、きちんと記録を整理するように直訴すべきであったと後悔しています。
844	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	名寄せ作業や期間調査により、基礎年金番号に未だ統合されていない年金手帳番号を本人の基礎年金番号に結びつける作業を早く確実に行う必要があると思います。	年金は多くの人にとって老後の主な生活保障であり、また多くの人が国の年金記録管理を信頼していたため、国民の方々に社会保険庁だけでなく年金制度そのものへの不安と不信を抱かせたと思います。 年金記録問題の存在は、国会で取り上げられてから知りました。	国民の方々が社会保険庁の記録管理に対して不信感を抱いているため窓口等で誠意のある対応を心がけました。 この問題については基礎年金番号導入時に記録確認や調査により手番統合をしっかり行っていれば、ここまで大きな問題にはならなかったと思います。
845	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	コンピューターが発達する以前の時代で疑重複の確認が困難だった時代 に複数番号を被保険者に払い出してしまうという、当時の技術的な問題。 および基礎年金番号導入に関して制度的に避けられなかった問題だと 認識していた。(新規採用平成10年ごろ)	相談時に氏名検索(旧姓やフリガナをかえたりして)を行ない本人記録と思われる記録が抽出された場合は確認をとろうとした。 1466万件等のことをしらなかったため、氏名検索で抽出される手番がなかった場合には、積極的に本人への熱心な職歴確認まではおこなわなかったことが反省点である。
846	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		過去の年金記録が基礎年金番号に統合されずに、誰の記録か分からずに宙 にういている問題と、過去の納付記録が消えてしまっている問題、報酬月額が改ざんされている問題 マスコミが騒ぎ出した頃知りました。	お客様には、真摯に対応して話を聞こうと思いました。 反省点は、宙に浮いた記録の解決のため、その事実を公表して早い段階で国民に年金記録の確認など、自分自身の年金に対する自覚を促す広報がもっと必要だったと思います。 紙台帳のコンピューター化を早める必要があったと思います。
847	地方庁	その他(社会保険事務所)				
848	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金事務所の裁定請求書受理時の、記録確認のさらなる徹底。 広報などによる、年金問題への注意喚起。 期間照会の回答のさらなる迅速化。(職員の研修強化。パソコンによる、進捗管理の詳細化。(グラフなどを用い、視覚化する。)	お客様の受給額が納付している保険料を正しく反映していないことが多数ある問題と認識。社会保険庁、日本年金機構において、不可避な問題。 問題であると認識したのは、年金記録問題が多く報道されたころから。未統合手帳番号についての存在は、入庁時から認識していた。	ねんきん特別便の対応については、窓口において、一人でも多くのお客様を応対し、正確かつ迅速な回答ができるように、尽力した。 裁定時に記録を確認すればよい、という受身な考えが良くなかった。 年金については、能動的に、お客様に情報を提供しようとする姿勢が必要であったが、それが足りなかった。
849	地方庁	その他(社会保険事務所)				
850	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
851	地方庁	その他(社会保険事務局)	厚生年金保険制度の適用年月日(昭和17年6月1日～、昭和19年10月1日～)は、世間一般の人はあまりご存知なかったと思う。	解決はしないと思う。しかし、ただ処理していくのみ。	氏名が収録されていなくて、氏名検索に引っかからなかった年金記録が多数あることに驚いた。 それを知ったのは、平成19年10月以降のことである。カセットオープンされていない記録も多数あり、業務センターに依頼してもなかなか開かないことにもどかしさを感じていた。	業務センターが動いてくれないことには、何も地方ではできないことが多い。ただただ唐々と淡々と処理していくのみ。要はやる気と根気である。それが足りない職員やOBがいる。 と、言ったところでどうにもならない。自分は自分で取り組むのみ。
852	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし。	一つ一つ地道に対応していくことだと思います。	国民の皆様に迷惑をかけたと思っています。 新聞報道等があってから。	窓口対応をしっかりやろうと思った。 もう少しじっくり対応できればよっかたと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
853	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題は、早急に解決し、年金受給者に対しては、適正な金額を支払うべき問題と認識しております。年金記録問題については、報道等によって知る事になったので、時期については数年前です。	私は、きちんと調査し、調査漏れが無いようにと心がけて対応しようと努めています。 早急に解決しようとするのは当然ですが、期限を決めて取り組むことについては、賛成しかねます。スピードを求める事で、どうしても誰に記録を調べてしまう面が出てきてしまう懸念があるためです。人員を大幅増するなど、きちんと調査出来る体制を取る必要があると考えます。また、調査については専任の方がきちんと調査すべきです。職員皆で調査にあたると、個々の調査においてばらつきが出てきてしまう為、避けた方が良いと考えます。
854	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし			
855	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	過去の年金制度について、精通した人材の確保を行い、記録の統合処理、記録の整備を行う。人材確保が困難な場合については、職員とのホットラインにてその都度確認が取れるような体制が取れればと思います。	直接、年金記録問題に接触した時期については、年金の免除問題が発生したころです。	法令順守のルールに基づいて事務処理を行いました。 マニュアルに基づいた適正な処理を行っていれば、防げた問題だと思います。
856	地方庁	その他(社会保険事務所)	存知あげません。		存在はお仕事にかかわる前(世間的に問題となった時期)に知りました。しかし、その時は私自身年齢も年齢ですし、全く自分には関係ないものと感じていました。実際長く厚生年金に加入、給与天引きもされておりました。退職してから時間ができたので社会保険事務所に問い合わせした際も「まだお若いですからね。。」という言葉もありました。その際確認していただき、私個人の記録も問題ありませんでしたので受給者の方は大変であろう、といった認識に過ぎませんでした。 その後事務所で勤めを始め身近な問題、深刻な問題として感じ始めました。	対応として、適用課に在籍していた時は、事業所の提出書類に関して、今後問題が生じないか、チェックをし、多少でも気にかかる点があれば上司に伺いをたてて処理していました。 現在は国年に在籍しておりますがより個人により密接であるシビアな業務となっておりますので一層の注意をはらっております。 反省点としては、巷でいわれるような社会保険庁側にも問題があったかもしれませんが、国民側にも人任せ、意識の低さがあったのではないかとも思われます。実際、私ならこの状態のままでは、いないだろうし、何か相談なり行動をするのではないか、と思ったりするような事例が多種存在します。
857	地方庁	地方社会保険事務局長	知りません。	長い歴史と何度もの制度改正の中で生じた問題を含む記録問題を解決するには、ある程度の妥協点(目標)を見つけて進めて行くことが必要ではないかと思います。 (理由) ・過去に遡って何が正しいか証明することはできないため。 ・厚年であれば本人が事業所に申し出た名前、生年月日が違うケース、事業所が間違ったケースや本人が知らない間に事業所が届出している、又はその逆など届け出制のため元の記録に問題がある場合がある。 ・国年の場合は、納めた、納めないの世界で証拠がなければ言った者勝ち。 など、すべて本人の申出を認めたら正しく加入又は納めた人との公平性を保つ必要があると思	・記録問題のなかでも色々な問題がありますが、同一人で番号がいくつもあるのは今までの制度の中では当たり前のように発生していた。(紙台帳の時代は完全な防止は不可能) また、転記ミスについては、人間のやることなので仕方がない部分もあるかと思っていた。(当然誰も自分はミスはしていないと思っていると思いますが、どんな組織・仕事でもミスは起こると思います。) ・記録の改ざんは、あくまで個人的なもの、個別ケースと考えています。	戦前からの続いた過去の問題でもあるが、現在問題となっているので現職にいる自分たちが、今できることを精一杯やって解決に向け努力をすることが必要と考えました。 しかし、現在年金を受給されている方とか高齢の方等については早急に取り組む必要があると思いますが、被保険者の方の分は量が多すぎるため短期間で取り組むのは問題があったのではと思っている。(政府の決定なので仕方がないが、その結果、窓口や電話の混乱、対応する職員の不足、疲弊した職員の退職や相当数の肉体的・精神的障害が発生した。) 個人的意見としてですが、きちんと説明すれば優先順位を付けて取り組むことについて国民の理解が得られたと思います。
858	地方庁	社会保険事務所課長級以上	_	全ての年金加入記録が判明できるよう、誠心誠意努力してまいります。 コンピューターシステムの向上は基より、該当者と思われる方にお手紙を差し上げ、回答のない方には、戸別訪問等を実施する。また、政府広告や新聞折込を行い、お手紙をお送りした方へ回答を促す。迅速かつ地道な対応が必要と思われる。	過去の記録の中には、事業所の届出誤りやオンライン切り替え時と思われるの氏名の読み方や生年月日の誤りがありました。年金給付課に配属され、年金裁定業務を行った際に知ったと思います。	年金裁定時には、請求者から申し出のあった年金加入履歴について、オンラインで確認できないものについては、氏名索引や台帳確認や他庁への記録照会等も行ってきました。また、必ず氏名索引を行い、請求書への記入漏れがないかを請求者に確認し、受給もれがないよう努めてきました。 過去の記録管理が不十分であったと思います。現在のようなコンピューターシステムがないわけなので、2重3重の記録管理が必要であったのではないかと、考えます。
859	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	専門職の特化したチームで対処。他の仕事を持って記録問題も出来ない。	名前と生年月日で検索すれば、探せると思っていた。入ったときに先輩から聞いたと思う。	検索の仕方が分からなかったので、教えてもらった。検索の仕方をよく知っているのとでは、違いがあるので、日ごろの仕事もしなくて、専門職で対応したよかったと思う。検索システムと人が足らなかった。
860	地方庁	その他(社会保険事務所)			国民年金の保険料納付記録のオンラインへの収録もれがあった。 存在するのを知ったのは、国民年金特殊台帳の突合が始まってからです。	オンライン移行時に確実な収録・突合が行われていれば、今回のように受給者の方々にご迷惑がかからなかったと思います。
861	地方庁	その他(社会保険事務所)	20歳時点の国民年金加入手続きでの前納希望者や、60歳以後の任意加入の申し出が、誕生日によって受付できる期間に差異が生じている。	加入はあくまで誕生日からとしても、申し出は月単位で受付できるように変更すべき。	社会保険事務所員の職業意識に欠ける職務と、年金制度の理解が及ばない被保険者の無知が合わさった結果。 職員のマニュアルに則っていない実務、及び法に抵触する行為、ならびに被保険者の知らないための未届け、及び昔のことのための勘違いなどの問題であると思います。 TVのニュースが報道される度に、そのような事実を知りました。	現在、コンプライアンスとして徹底している職員の意識問題、及び被保険者側に知らなかったとならないような制度説明が反省点であろうと考えます。
862	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし			
863	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現時点においても様々な取り組みの内容が示されています。これを確実に着実に実行することが、解決への道筋と考えます。	年金給付関係業務へ携わった期間が短かかったので、問題との認識を持ったのは、報道にて大きく取り上げられるようになってからです。	この問題に対して、多くのお客様の来訪・電話相談があり、この様な事態を引き起こしたお詫びと、丁寧な説明、もれや間違いに対する記録の復旧と、自分なりに全力で取り組みました。 反省点としては、担当外の業務だからといって、知らないということではなく、社会保険業務全般に対して、お客様中心の視点や法律の適正な執行、といった点に問題がないか、常にアンテナを張り巡らせていなければならないと考えます。
864	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	社会保険庁の怠慢、約3年前位	記録調査する、社会保険庁の事務処理が正確にされなかったこと。
865	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	確実に処理を進めるためには、記録問題解消に向けたプロジェクトチームの設置が必要です。 延期しても影響が少ない事業をカットして、その余剰人員を記録問題関連事務を行うプロジェクトチームを設置することが解決の近道であると考えます。 当事務所においては、平成21年7月にプロジェクトチームを立ち上げ、期間照会事務を行っております。	年金記録問題の発生原因として、 ①基礎年金番号設定までの間、年金加入記録をそれぞれの年金制度の一つの記号番号に収録しなければならないということの周知・広報が不十分であった。 ②年金請求時の加入期間確認が十分ではなかった。 ③ご本人の記憶を頼り過ぎた。 であると、考えられます。 特定できない加入記録が膨大にあると判明するまでは、問題意識はまったくなく、平成18年に発生した頃に初めて認識しました。	受身の立場でしかなく、示された事業内容を懸命に対応するしかないと考えました。 年金加入期間の管理を徹底していく、当たり前の認識を持てなかったことが大きな反省点として挙げられます。
866	地方庁	その他(社会保険事務所)		組織から職員個々人に対する徹底力の強化と、経費の投入。	19年10月採用なので、すでに年金記録問題が発生しており、まず後先して 解決しなければならない問題として認識しておりました。	記録の調査・訂正にあたり、さらなる事故発生を招かないよう行動しました。 また、問題が発生した時点で即処理せずに、先送りしたことが原因だったと考えています。
867	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	問題の解決は相当時間が必要と思います。 今までの経過が長すぎること、件数が膨大であること、日常の業務が多くあるため、その問題だけを早期解決していくことは、現在の状況ではかなり難しい と思われます。 解決に向けてということであれば、まずは経験ある職員をその業務に特化してあたらせていくことが必要と思います。	以前からこのような問題が出ることは職員間の中では予想がついておりました。 基礎年金番号制度が始まる前に手番をいくつも持っている人が多くいましたので、そういう人についての対応がその当時何もなされていなかったと思います。	その当時は、できるだけ他に手番を持っていないか確認するのが精一杯でした。そこまでしかできなかったことが自分としての反省点だったと思います。 この問題は、一個人としての問題ではなく、国及び組織が率先して問題解決に向けて、職員全員が意識を持って取り組んでいかなければならないと思います。
868	地方庁	その他(社会保険事務局)	紙媒体の被保険者名簿(オンライン処理になる前)で、同系列の事業所等に転勤等をしている人が、(届出の誤りか記入の誤りかはわからないが)年金番号を1桁記入が誤っているケースがかなり多く見受けられたと思います。 本人の申し出をもとに、探し当てたケースをかなり見ています。	時間はかかると思いますが、別の媒体に紙媒体の名簿等を収録して(パンチの業者を雇ったりして)、現在のオンラインシステムに機械的な突合をかけてみて、不一致などころが出たらそこを調査すれば、紙媒体の名簿等の収録は時間がかかりますが、突合には時間がかからないのではないかと思います。	基礎年金番号への未統合については、窓口で手帳持参や雛型確認出来たときにはその場で統合処理をしていたので、(手元に番号等がわかるものがあって)最終的に年金の受給までに統合が終わっていれば大きな問題は無いと認識していました。	雛型確認または本人が未統合の番号を所持しているというケースでなければ、氏名検索等でフリガナ・生年月日が一致しても統合は出来ないため、必ず雛型確認はしていました。場合によってはマイクロフィルムを確認し、字の一致等も見てから統合の処理をしていました。
869	地方庁	その他(社会保険事務所)		長年の積み重ねにより生じた問題ではあるが、早急に対応が必要であると考える。少しずつでもこつこつと確実に解消していかなければならない。数が大きい分、対応する人の数も増やすこと、増やした人に対しては、年金制度や過去の年金記録管理の方法についても周知を図る事が	機械化が進んでいるとはいえ、元は人の手で管理していたもの。人為的ミスがまったくないというのはありえない。しかし、数がこのように多いと、元の管理がしっかりと行われていなかったのも事実。	過去の誤りは、判明した時点で対応している自分たちが責任を持って対応しなければならない。反省点は、対応する私たち一人ひとりの意識をどう高めていくかだと考える。
870	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。			
871	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	年金記録の統合できる可能性のある方には、文書通知等のご案内はかなり行いましたので、訪問調査を行なうことや、未統合記録のある事業所に未統合記録者の住所等履歴があるかを調査協力してもらう。市町村と連携して調査を行なうなどの方策が有効と思われる。	基礎年金番号制度ができるまでは、国民年金と厚生年金が別の番号で払い出されていたので、基礎年金番号に整備されていない番号があることは認識していました。 しかしこれ程多くの記録が統合されていないことは報道されるまで知りませんでした。	経重複の可能性がある場合は、可能な限り確認を行なった。国民年金、厚生年金ともに、加入申請が行なわれた時に年金番号の保持者かどうかの確認が甘く、安易に年金番号を払出し過ぎたと思います。
872	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に目新しい問題ではないと思うが 氏名の読み方が違ったまま登録(記載)されていたり、生年月日間違いなどは、意外と知られていないように思われる。 特に女性の旧姓の訂正がなされていないものは多く散見される。	こちらも今までも取られている方策であるが 相談に来られたお客様は、ご自分の過去(離婚歴など)を知られたくない(と思われる)ので、積極的にお話いただけないが、職員・相談員はそのようなことを奇異や好奇の目で見ることは決してなく、かつ、記録を一つでも誠心誠意結びつけることに全力を尽くしていることを、もう少し周知徹底し、ご理解をいただけるように広報していく。 もっと分かりやすくストレートな表現も必要。まわりくどい説明は不要。	少しでも早く記録の統合ができればよいということと、お客様にとっては場合によっては死活問題にもなりかねないことなので、大変重大な問題と認識しています。 問題の存在はマスコミで騒ぎになってから知りました。(平成21年4月からの勤務なので)	お客様の記録を拝見するときは、少しでも可能性のあるものを見つけられるよう細心の注意を払いました。 職員は、慣れと疲れの両方が悪く作用することがあり、問題解決してないと感じることが時にある。
873	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		ありません。	
874	地方庁	社会保険事務所課長級以上	1記録の追加や、補正により減額されるケースがあることや、旧法において国民年金と厚生年金が重複加入していても整理されることなく決定している事例のあること等、一般に周知されていない部分があると思います。 2生活保護関係の情報提供に際して、念のため特別便の回答状況を確認すると未回答の方が多く見られます。	1記録を正しくするという意味合いでは、すべてを確認して整理のうえ、減額を お願いすることとなります。 しかし、減額、又は受給権自体がなかったという結果になった場合、高齢者に与える影響は大きいものがあります。理解を求めるための広報と、何らかの救済策が必要かと思います。 2生活保護管轄部署の協力を得て、記録回答表の提出をお願いしたらどうでしょうか。	年金給付を担当したのは平成14年4月が初めてでした。記録の確認については、相談時によく聴取して調べるようにしておりましたが、お申し出がない場合等、記録の漏れがある可能性はあるのではないかと思っておりました。	年金記録の整理については、本人申し立てを重視し、事務所側から会社名を教えてはいけないとされていました。 恥ずかしながら、そういう決まりなら仕方がないのかなと思っておりました。 早く問題意識を持つべきだったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
875	地方庁	その他(社会保険事務局)	新たな事象は承知していない。	無。	年金記録問題が発生し、社会保険に対する国民の信頼が失墜していることを日々の業務を通じ感じている。 現在、信頼回復に向け事業の最優先課題として、組織を挙げて取り組んでいる。 社会保険の管理しているデーターは膨大な量であり、ある程度の入力等においてのミスは予想できるが、このような年金記録問題が存在することについては「消えた五千万件の報道により初	年金記録問題の発生時、事務局の総務課に在職しており、事務局の支援体制、各社会保険事務所の窓口体制の整備及び年金記録確認作業の事務局での集中管理を行い、効率的な組織体制の構築を図った。 今回の年金記録問題を踏まえ、更なる業務処理マニュアルに添った処理と相互チェックの徹底が必要である。
876	地方庁	その他(社会保険事務所)		・台帳や名簿の電子画像化を早急にすすめ、検索可能とする。特に旧台帳記録を持つ方から回答処理を進めなければならないところ、年金手帳番号を入力してもWMで記録が展開されていないなど、いまだ処理がすすまない要因がある。 ・記録調査のために、調査に当たる者は、年金の歴史・社会保険事務所の変遷・事業所記号や国年手帳番号の払出の成り立ちなどの知識を持たないと人数を増やすだけでは簡単に解決しない。各県の特色などのノウハウを出して 調査手順のマニュアルを作成する。 ・今後において、被保険者記録の誤りが発生しないよう入力等処理の誤りの徹底防止、虚偽の届出・保険料の滞納等悪質な事業所に対する罰則の強化によりお客様の記録が適正に管理される環境が必要	・「届出主義」のもとに、同一人に対して複数の年金番号が存在していることを入庁して知りましたが、現在のように住所の管理がなされていない番号を検索することは物理的にも厳しかったです。	・新規で年金番号を払出する際に他の番号の確認を入念に、疑重複年金番号は早期に解消するように ・年金請求受付時点に他の記録が無いかの確認をもっと行えばよかったと考えます。
877	地方庁	その他(社会保険事務所)				
878	地方庁	社会保険事務所長	特に知っていることはありません。	人員の増員を図りながら、体制強化等により事務処理を集中的・計画的に実施する	裁定請求時に明らかにすればよいとの考え方を問題提起したものと認識していた。 問題が存在することは、5,000万件の問題がマスコミに取り上げられるまで知らなかったし、まして氏名のない記録があるとは思っていなかった。	社会保険方式である以上、記録が正しいのは当然のことであり、過去の記録は将来に繋がる大事な記録であることを認識させられ、積極的に年金記録問題に対応していると思います。 被保険者が年金の裁定時までに年金記録の訂正等を行うことで対処できると考えていた点が反省点の一つだと思います。
879	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	4月繁忙時の厚年取得届を処理する際に疑重複表示を無視し、あらたに基礎年金番号を付番したことにより、記録が統合されずにいわゆる宙に浮いた期間が生じていたことを記憶していま	現在、実施している名寄せ等により地道に解決していくことだと考えます。		
880	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	職員で対応すべきだが、数が不足しているので、謝金職員等を大量に雇用し人海戦術、といった現在の方法以外にはないのでは。	当時は裁定請求時に整理すれば良いものと考えており、問題とは認識していなかった。	現時点でみるとその時点、時点で対応すべきであったと反省している。
881	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特にありません	注に浮いた約5千万件の記録の統合は、現在取組んでいる作業を地道に続けるしかないと思われますが、問題の全面解決は困難と考えます。 また、いわゆる消えた年金記録の回復については、保険料を真面目に納めた方との公平などを考えると、現在の第三者委員会が取組んできた基準で進めるべきと思います。	基礎年金番号制度の発足前に、一人でいくつもの手番を持っている方が多く存在していることは予想されましたが、年金の請求時に解消されると考えていました。 しかし、約5，000万件もの記録が注に浮いていたとは、問題が表面化するまで知りませんでした。	問題の解決に向け、本庁からの作業指示に従い、できるだけ速やかに作業の完結に取組んできました。 また、この問題の反省点は色々とあると考えますが、問題の記録が相当古い記録であることから、当時の記録管理の方法に相当な問題点があったものと思われます。(記録管理・記録統合について、当時から真剣に取組むべきであったと思われます)
882	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		「年金記録問題」の定義とは基礎年金番号化となって、12年間が経過しているところですが、その番号にこれまでも随時判明した時点で統一してきましたが、それでも未だ未決定の部分があり、それ等を一部先取りをした形で「・・・問題」としたものと感じます。 記録に対して多々問題もあるかと思います。機械化となる時期の不完全と思われる準備期間のうちに手管理(紙台帳)を機械化にした部分と不十分な形で行ったもの(氏名なし、生年月日不明、記号なし、住所なし、等)等、これ等については、機械化になって早々に疑問には思いました。	「年金記録問題」としてからの時期については、役職についてからの時期になるので、その立場に立って積極的にやってきたつもりです。 この2年間での反省点としては、大きな点では地方局としてできることは、お客様対応しか出来ません。 出来るとしたなら、早期問題解決には100%で来るはずも無く長期となることを覚悟して、随時お客様との相対したときに掘り下げて聞き出して期間の整合性を確認・統合をしていくことになると思います。年金を受給する時期になって初めて来所する等が多いのではないでしょうか。 日本年金機構となっては、長期化には疑問に思います。「足」で早期解決に向けなければならないと思います。それに必要な人員と費用が必要ではないでしょうか。待ちの姿勢、文章だけでは「お客様」は来ないと思います。
883	地方庁	社会保険事務所課長級以上			平成18年頃	手番のまま放置されている記号番号を基礎年金番号に統合するよう聞き取りを重ね対処した。
884	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	絶対的にマンパワー不足であり任用職員等が増えてスキルが低いのでマイクロ検索等(検索にもコツが必要)もなかなかできない状態。なので、まずは増員しかないと思われる。	最初は基礎年金番号を付番後、記録確認として世代毎に通知をだしていた頃認識した、ただし、これ程最悪の状態とは認識していなかった。	どのように対応しましたか。ではなく庁の対応の遅れのおかげで、手順が確立しないまま被保険者、受給権者の対応におわれていた。お客様の記録を見つける様に日々努力をしているつもりです。あきらかに当時の庁のオンラインに移行に対する意識の欠如にほかならないと思います。そのため現場が混乱し、今日に至っていると思います。
885	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にない	知識のある人間が少なすぎるので、処理能力及びスピードが減退しているように思う。 機構に不採用になった人達の継続勤務等検討してもらえる事が一番の方策だと思います。	年金記録問題はあってはならないことだと思います。 問題が存在するのを知ったのはマスコミで騒がれ出したころです。	年金記録の調査及び相談を1件でも多く処理していこうと取り組んできましたし、現在も取り組んでいます。 組織全体の人が過去の時代からきっちりした取り組みを行ってこなかった事が大きな反省点だと思います。
886	地方庁	社会保険事務所長	世間一般に知られている以外にはないと思える。	問題解決に向けては、現在の社会保険庁職員が一丸になって取り組むこと(OBも)と、厚生労働省に記録問題担当部署を1月以降も残し日本年金機構とともに取り組んでいくこと。他の官公庁にも協力をお願いし(法整備のうえで)、取り組んでいくこと。厚生労働省の一部署として、地方厚生局内に年金記録問題対応部署を設け、大人数で対応に当たっていくこと。 ただし、現在の未解明記録の中には、農林共済や私学共済に移管した記録が不備のまま(取得が存在しないで途中記録から移管までの記録が残っているもの、また移管しているにもかかわらずそのままになっているもの等)数百万件残っているものと思えるため、その分について早めに対応をお願いいたしたい。	適用業務に携わったとき(昭和60年代)や年金給付業務に携わったとき(平成8年頃)に、一人の者がいくつもの年金番号を所有していることが分かり、現在の年金問題はいずれ起こるだろうという気がしていました。ですが、当時は被保険者本人や事業所担当者も年金に対する意識が薄く、年金手帳等をいくつも持っていても大丈夫だとの誤った認識が多く、広報・周知を図っても理解を得られませんでした。 当時の方策としては、膨大な量から、被保険者等からの年金請求時にすべてを確認し対応していくしかありませんでした。	年金給付業務に携わっているときは、窓口でお客様から情報を聞きだすために親身になって相談に応じておりました。たとえば、年金記録で厚生年金の記録が空いている部分があれば、この会社とこの会社の間は何処かに勤めていませんでしたか等を聞き出しを行うとともに、WM上で調べられるもの(090,020110等)はすべて出力しヒントを与えるなど解決に向け努力していました。 また、適用業務に携わっているときは、担当者と話す機会があれば、一人一年金番号になるよう会社でも従業員に徹底してもらうよう依頼を行っていました。 当時のシステムでは出てこなかった部分(記録)が現在のシステムになっていれば、また、当時やそれ以前に全国の窓口の相談担当者全員が、お客様の立場になって対応していれば、少しでも現在の状況が変わっていたかもしれません。
887	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	不明な年金記録について、その所在を明らかにするために地道な作業を続けるしかないと思います。	一人の被保険者が複数の年金手帳記号番号を持っているケースが多数あり、氏名の読み方や生年月日の違いにより、別人として認識される恐れがあるということを昭和58年頃から認識していた。	年金裁定請求時や年金相談時の際、被保険者本人に過去の履歴を確認して、年金記録との照合を実施していた。 なお、年金記録問題については、基礎年金導入時(平成9年)に住所管理が可能になった時点で、速やかに被保険者及び受給者の方々に対して、ご本人の年金記録に関する確認通知を送付すべきであったと思います。 また、現在のコンピュータによる記録管理の時代の前に、手作業による管理があったために記録が不確かな可能性がある事実や、年金手帳記号番号が重複払出しされていた事実を公表して、国民の皆様の年金記録に対する関心を高める必要があったと思います。
888	地方庁	その他(社会保険事務所)				
889	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に無し		お客様からの照会でオンライン化されていても、WMで検索できない記録が判明したとき。(昭和59年ごろ)	お客様に丹念に職歴を聞き出し、管轄分についてはマイクロフィルムや統合帳を活用して記録を追跡していた。 他事務所管轄分について、不明確な情報では、完全に追跡できなかった。
890	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	厚生年金保険法と国民年金法の違いがあったため月が重複しているケースで重複した記録を訂正(厚年優先)しないでそのまま裁定していた場合があったと聞いていた。 基礎番号が吸入される前年かその前に監査課において、選択の漏れにより二重に給付されている者の一覧を作成のうえ決裁を行っていたが、決裁が途中で止まる。 その後の基礎番号吸入で判明されるが全てかどうかは分からない。 選択届けが本人からの届出によるため遡及して選択処理を行っていない場合があると聞いてりるが、どのようなケースかは支払いでないので分からない。 また、共済年金においても遡及しない場合があると聞いている。 損害賠償金と年金との調整規定(求償係)において、損害額から公的年金(厚生年金保険、国民年金等)が控除(損益相殺)された場合は、その控除(損益相殺)額については相手方に求償(回収)するようになっている。 しかし、訴訟案件は和解となる場合が多いが、その和解調書には損害額のみが書かれているため控除(損益相殺)が分からない場合がある。 そうすると、年金受給者は控除(損益相殺)された上に年金が調整(停止)される場合もある。 また、母子手当と年金との調整規定では遺族年金が支給される場合は母子手当ては支給されないが、交通事故の交渉は長引くため遺族年金を仮払い(交渉終了後に遡及して年金を停止する)している。 損害賠償金受領後に遡及して年金を停止するが、母子手当ては遡及して支払われない。 よって、その間(最長2年)は遺族年金及び母子手当金とも支給されない。 しかし、今の制度(請求主義であり請求は遡及しない)では問題なしとなる。	現状(重複記録の整備、選択漏れの有無)が分からない。 併給の調査を行う。 母子手当と年金との調整規定については、遡及して母子手当てが支給されるように制度改正を行う。 母子手当てを先に支払う。 自賠責保険は当事者(年金受給権者側)が90%の過失でも死亡(最大3000万円)の場合で、半額が出る。 出ない場合は、当事者(年金受給権者側)の過失が100%(センターラインオーバー等)と証明された場合である。	社会保険事務所での報酬変更は知らなかった。 新聞等の報道で知る。 宙に浮いた記録の問題については、 厚生年金の裁定(審査)において新たに判明した手帳番号が旧台帳の場合は、資格記録として登録するように記憶しているが定かでない。 しかし、本来は資格記録として登録するところを給付記録が出来るために登録していない者も見受けられた。 私は資格係で当時の膨大な旧台帳(紙)をオンライン記録に取り込む作業を半年行っていたので資格記録に登録するのは当たり前と考えていたが、このような問題となるとは20歳くらいの当時では考えられなかった。	特になし。
891	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	世間一般に知られていること意外は、知りません。	必要な人員を投入して、ひとつひとつ解決していくしかない。	単に、WMの画面上から消えているだけで、台帳はきちんと保存されているだろうから、調べれば問題解決するだろうと思っていました。 年金記録問題については、世間で報道されて初めて知りました。	ねんきん特別便時には、率先して来客者の対応にあたりました。 今でこそ、WMで記録を見れるようになりましたが、年金定期便のように定期的に年金加入記録を本人にお知らせしていくことが重要です。
892	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	新聞報道等があったとき、知りました。	窓口等で積極的に対応し、かなりの残業をした。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
893	地方庁	社会保険事務所課長級以上		○年金問題の早期の解決に向けては、やはり地方庁における現場の状況を勘案した人員配置を行なうべきであると考えます。 年金記録問題が浮上してから二年半が経過しますが、この間職員は本来業務をおこないつつ、懸命に年金記録問題への解決に向けた取り組みを実施してきました。 しかし圧倒的な人員不足により事業計画で定められた目標への到達が遅れている現状であり、現場ではあれも、これもというような厳しい実態が垣間見られます。 やはり、大幅な人員をかけて早期に着手できる体制整備が望ましいと考えます。	○基礎年金番号制度が導入された平成9年に先駆より、未統合の昔の記録が多く残存していることを聞かされておりましたが、その対応については行なわないのかなという感じでした。 実際、平成19年に年金記録問題が大きく報道され、また現場にも多数の方が訪れるようになり事態の深刻さがひしひしと伝わったようなところです。 しかしながら、この問題は最後の一件の未統合記録を統合するまで終わらないと認識しております。	○社会保険庁の組織の一員として、また現場で業務に携わってきた経験からも積極的に取り組むべき課題自分では認識しておりました。 また若い職員のことを思えば、OBのかたの応援は不可欠であったにも関わらず、足並みが揃わなかった感もあり、今後は大きな問題が生じた際の応援体制の早期の確立は組織としては不可欠であると考えます。
894	地方庁	その他(社会保険事務所)		引き継ぐ年金機構だけではなく、厚生労働省関連全員で行う。本庁、本部すべての人間が重大さにきずいていないのでは。人、金使うのは、けっこうだが公務員として残る者も責任を感じて取り組むべき。	あってはならない問題であると認識。存在は発覚してから。	記録のとつごう入力。期間照会の調査。窓口対応。 反省点:機械化になるときの記録入力の徹底。存在があることも知らなかった。 報酬については、本庁と現場のバランス。法律のあいまいさ。
895	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	当面は人数を増やして対応することだと思います。	新聞報道で知りました。	応援にまわることです。 基礎年金番号導入時から早急に対処すべきだったと思います。
896	地方庁	社会保険事務所長		我が県では特に国民年金の納付記録は台帳と市町村名簿の突合を行ってきたこともあり、不正が行われてきたことが信じられない。 しかし、標準報酬の改ざん等が明るみに出て来る現状を考えれば、証拠書類等がない場合であっても、本人の申立内容を認める方向へ行くこともやむをえないことかとも考える。	平成9年1月の基礎年金番号へ統合するための他手番の確認に対し、反応が極めて低かったことから、国民の皆様の無関心さも多少影響があったのではないかと考えていたが、生年月日のくりとか氏名のありえない読み方を目のあたりにして、いい加減な記録管理をしてきた国の責任を痛感した。 平成19年に消えた5000万件の記録として騒がれ始めたときに、その存在を知った。	連日今までに類を見ない相談に来所されるお客様の数に対し、全所を上げて誠心誠意対応を行った。 年金記録問題を最優先処理事項と位置づけ、次々に出てくる問題に対処した。 全職員に年金相談に対応できる知識を身に付けさせる必要があった。 一刻も早く正しい記録をと言う観点から、「ねんきん特別便」を一挙に送付されたと思うが、大量の数に抗し切れず、処理に時間を費やしたことも考えられる。間隔をあけて一定の数を送付した
897	地方庁	その他(社会保険事務所)	本人の記録がみつかり二十年要件の年金が受給できるようになった場合配偶者に振替加算がつく場合がある。	窓口並び再裁定審査時において必ず配偶者記録を確認する。	受給者の方の生活の死活問題に関わる重要な問題です。	窓口等でお客様と対応する時には必ず職歴を確認しもれがないように注意をはかる。 現時点での問題点は、お客様と対応時間が混雑のため長く取れないことです。
898	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	人員削減一方向の考えではなく、本当に短期で解決するには一定の規模 の増員をするべき。数年の経験は必要だと思います。	平成9年の基礎年金番号導入時の年金手番統合の方向性(裁定時の 統合)からなんとなく問題ありと感じていました。被保険者氏名など補正が 多いことから年金記録の信頼性が薄いような感じを持っていました。	今までは業務を正確に遂行することしか考えていませんでした。年金給付 業務、相談業務をやっていないので、身近な問題とは認識していませんで した。個々には問題のあった事例が何件かあったはずだから、早期に年金 業務の課題、問題として組織全体として少しずつでも取り組むべきだったと 思います。問題を後回しにしていた(隠していた)ことが原因だと思います。
899	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にございません。	定期便の発送を継続することにより、自分の記録を確認していただくことが、 長期的に考えると効果があると思います。	日本の社会保障を根底から破壊する問題だと認識しております。 知ったのは平成19年6月頃です。	お客様から苦情の電話等が多く寄せられましたが、 丁寧な対応を心がけ、誤解されている部分は解りやすく説明し、 ご理解いただくよう、努力いたしました。 年金の裁定請求が申請主義になってることが、年金記録問題の一因で あると思いますので、年金定期便等のシステムをもっと早く実施していれば 良かったと思います。
900	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	欠員補充。職員の増員。 年金・健康保険の知識のある人を、積極的に投入すべきだとおもいます。 処分庁があるという理由で、貴重な人材を無駄にしているように感じます。	年金制度のあり方をあらためて問われる機会になったように思います。 テレビ・新聞等で騒がれるようになり知りました。	国民の信頼回復のため、業務に取り組んできました。同時に年金制度について理解してもらえるよう、窓口・電話対応を丁寧にするよう心がけました。 特別便・定期便等、世間に言われるがまま準備不足のまま次々と強行したがために職場が混乱し、すべてが中途半端になっているような気がします。また新組織移行の影響なのか欠員補充もされないままでの業務遂行には無理があったと思います。
901	地方庁	その他(社会保険事務局)	社会保険庁の管理が悪くいわれているが、被保険者のほうにも、生年月日等を偽って勤めていたり、職場が変わるたびに、手帳の交付を受けているケースもある。	国民総背番号等で一人一番号とし、年金も税方式を取り入れ、最低年金を生活ができる水準にして、死亡したらそれで終わりとする。	年金を請求する時までに、基礎年金番号等一本にすればいいと認識(先送から言われて)していた。国民年金の台帳管理の時は、各市町村と読み合わせ等で確認していたので、市町村と事務所で納付記録等相違していた場合もそこで証拠書類等で訂正等していたので、市町村と事務所の台帳の相違は解消されていたはずである。	親が納めていたはずとか、夫婦であるので、納付記録が同じはずといわれているが、実際本人の自宅へ督励した経験では、とりあえず、夫の分をというケースもあったので、今となっては、必ず同じ様に納付させるべきであった。今は、誕生月に納付記録等が送付され、確認できるようになったが、もっと早くから毎年出なくても送付すべきだった。
902	地方庁	その他(社会保険事務所)		今後においても、国民皆様のご協力なくしては解決できないと感じておりますので、年金手帳番号の統合作業を地道に実施していくことが必要だろうと思います。 また、現行の複雑化したシステムをシンプルに且つ制度統一的な管理ができるよう改める必要があると思います。	会社代表者と徴収課職員等による報酬操作や納付したにもかかわらず記録が無い等の存在は、今回の記録問題にて知りました。 ただ、平成9年1月の基礎年金番号制度導入時の国民への手番調査において、未申告者が多く、記録統合がされていない方が多くいるだろうと感じていました。	私は、基礎年金番号導入時の平成8年12月に採用され、初めての業務が、皆様からの申出による記録確認及び統合業務でした。事あるごとに、「外に年金番号はお持ちではないか」を確認しておりました。ただ、当時、国民皆様の年金への関心は低いことを感じ、また、それはわたくし共の周知不足を痛感していました(おります)。以前より、現在のように、国民皆様への年金記録のご通知、宣伝等により地道な作業が欠如していた事が反省点であります。
903	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	人員投入とシステム改善	いずれ何らかの形で噴出し、対応することになるだろう。 昨年夏ごろ。	現実的には窓口対応に追われた。 反省点は特になく、地道に対応していくしかないと思います。
904	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	丁寧な処理が行えるように、人員と時間をかけて処理計画をたてる。	原因が過去数十年にわたって蓄積されたものであるため、解決が非常に難しい問題と認識。 採用間もなく知った。	記録漏れの可能性がある方に対しては窓口等でできる限り丁寧な聴き取りを行った。 反省点としては、問題であることを社会保険庁全体が問題と認識できていなかったのが反省点。
905	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	特にありません	消えた年金記録や、年金記録改ざんは、詐欺に該当すると認識している。 長妻氏が国会や各種メディア等で大々的に発表してから。	過去の負の遺産について、できるだけの解決を試みる。 隠蔽工作や改ざん工作は許されない。
906	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無いです。	私たちが全力を尽くすことが前提ですが、国民の皆様の協力をいただかなければ分からない事もあるのでご理解を」していただく必要があると思います。	報道で騒がれたときに初めて知りました。	お客様に対してご理解をしていただくため丁寧に対応をしました。 基礎年金番号導入時に年金制度の周知をし、今の記録問題対応時と同じように回答の協力をお願いするべきだったのではないかと思います。実際今回の記録問題で年金制度を知るきっかけになっているので、もっと早いきっかけ作りが必要だったのではないかと思います。
907	地方庁	その他(社会保険事務局)		1件1件、丁寧に調べることが必要だと考えます。	届書の記載または入力誤りにより、被保険者記録がもれてしまうといった問題。 「年金記録問題」という言葉を頻繁に耳にするようになった頃。	処理誤りがないよう、正確な処理に気を配りました。 被保険者が、自身の記録に高い関心が持てるような年金制度になっていない点。 記録のチェック機能の不備。
908	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	一件一件調査するのでは時間もなく、きりがないので、申し立てどおり記録を訂正する。	適用課、年金給付課、業務課このすべてに配属されたことがなく、問題があることはほんの最近知った程度である。 年金記録に誤りがることは、年金受給者にとっては死活問題でもあるので、一時期、特別便の資格照会業務をおこない、目を皿のようにして記録を確認していったが、記録をなかなか発見できないのが実情である。	今後このようなことの起こらないよう、国民に信頼される年金システムを構築するため、小さいことですが、資格取得届等届出接受時において、基礎年金番号をより確認するように心がけている。
909	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特に、ありません。	・ねんきん特別便が始まり、事務所の窓口に来訪者が殺到してから、2年半が過ぎようとしています。窓口・電話・苦情対応の次は、受け付けた届け書の調査、回答、統合、再裁定処理など、対応に追われてきました。 ・平成18年度から本格的に始まった格差是正、定員削減、協会けんぽの設置などによる大幅な人員の減少、更に追い打ちをかけるように年金記録対応のため1ヶ月150~200時間を超える超過勤務による自己退職者の増加(自己退職の殆どが年金知識豊かな職員)が適正な事業運営に影響を与えています。 ・22年1月にスタートする日本年金機構発足時の年金事務所の態勢は、外部からの採用者などにより業務経験・知識のない者が各課に4~5人に一人の割合で配置されます。 ・このことが更に経験のある職員の負担となり、円滑な事業運営が困難となります。 今後は、記録関係処理の体制を組むことはもちろんのこと、 ・適用の適正化、徴収対策などコア業務に対する態勢の確保 ・内部的には、コンプライアンスに対する意識改革が図られており、事業所・被保険者等の不正に対する調査の徹底、告訴の専門態勢の確保 が、求められると考えています。	若い頃は、被保険者原票の年金記録部分の中間進達や事業所の逆選択の疑い等の実地調査等、記録問題が発生することへの何の疑いもなく業務に取り組んでいた。 ドイツの年金請求手続きが、立ったまま銀行の窓口で手続きをするような感覚で簡単にやっている光景を見て、日本の複雑な制度、手続きに疑問を持つようになってきておりました。 その大きな問題が、つぎはぎだらけの年金制度と制度ごとの記録管理方法につきると思います。 また、一人1枚の年金番号の徹底ができなかったことは、施策を含めた国の責任と認識しています。	記録問題が発生した時も現在も人事等にかかわっていたため、定員が減少する中にあって、記録対応への体制整備と退職を申し出る職員への慰留に奔走しました。 反省点は、 ・ねんきん特別便開始が、無計画に始まったこと。 ・毎日の過酷な労働を強いられていた職員に何もしてやれなかったこと。 ・辞めていく職員を引き留めきれなかったこと。
910	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	特になし	厚生年金番号の重複取得(昭和45年4月業務1課在籍中)	重複取得を検索するための機械化の遅れが原因
911	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません		ありません	

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
912	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません。	現状として、通知を送付しても、住所変更がされていないことにより、通知が届かないケースが多い。連絡先の管理がしっかりしていなければ、注意喚起しようもない。そのため、住基運動の幅を拡大するよう交渉してほしい。	平成18年1月採用以降の認識 【納付記録の漏れ・氏名相違等オンライン記録の不備について】 手入力が多すぎること。民間業者に委託したとしても人間がやる以上ダブルチェックでも不安は残る。(チェック作業は単純作業ゆえ、集中力が続かなくなりがち)。また、国民年金について、世間で「年金記録問題」と大きく騒がれる前に納付記録漏れを発見したが、「そんなに適当にやっているわけがない。たまたま。」と甘く認識していた。 【未統合記録について】 基礎年金番号導入時に(基本的には)案内がされているため、その後のフォロー又は危機感が足りなかったのではないか。私自身も未統合記録があることを当然の前提(採用当初から「番号統合」を通常の手続きを捉えた)として、「記録が消えているわけではない」「氏名索引を怠らなければいい」と業務をしていた。	【自身の対応】 以下の対応は全く特別なことではないが、「どんなに大変でも手を抜かず徹底する」 ・手入力を信頼せず、最低ダブルチェックする。(それでも間違いがあったこともある。) ・相談者が申し出ていない記録でも該当しそうな場合は注意を喚起する。 【その他、全体的な信頼回復】 マンパワーの欠如 記録問題も重要だが、通常サービスに支障がでている。(例えば通常の年金相談に何時間もお待ちいただく。電話が通じない。) 日常業務を行う職員が、電話や窓口に追われチェックを落ち着いてすることもできない。残業してチェックしても日中の疲れで集中力が途切れがち→チェックの効果減少。 人員不足により、新規採用者への教育も手薄になり勝ち→上記に挙げたような基本的な対応についても注意できない=人的基盤の弱い組織→そのような時代に育った職員が今後手堅い業務を担っていけるのか？
913	地方庁	社会保険事務所長	特に無し	記録の照会については、ねんきん特別便やねんきん定期便により被保険者や年金受給者の方々に回答票や社会保険窓口での照会票でいただいているが、その調査や回答をこれまで各社管保険事務所で行ってきた。そのため社会保険事務所では、お客様からのご相談を受け、その後に調査や回答を行ってきている。そのため回答までに時間を要することが多かった。年金機構においては、各県の事務センターで集約して調査・確認を実施し、ご回答することができれば効率的になり回答までの時間の短縮ができると考えられる。 なお、記録の調査は、一定の経験が必要であること及び要員が必要な為人的な措置を取る必要がある。 この12月から年金受給者の方々へ標準報酬をお知らせすることとなっているが、各社会保険事務所職員数は、平常業務により割り出された要員でありご相談者が増加した場合に「ねんきん特別便」のときと同じように長時間お待ちいただくことにならないか心配される。特に、標準報酬に係るご相談は、相談時間が長くなる傾向にあるため。また、当時は各県の事務局職員が応援に出るなど緊急的な対応ができたが、年金機構においては、各事務所単位で対応が求められる。通常業務に大きく影響を与える可能性が高い。 調査時間の短縮の為、現在進められている、紙台帳の磁気化や市町村記録の磁気化の完成を待ち望んでいる。 記録問題の対応が一定の終息を見るまでは、要員の配置を強く望みたい。	年金記録問題は、年金制度そのものに対する信頼を大きく阻害するものであり、早急に解決しなければならないと認識している。また、記録を取ってきた一人として強く責任を感じている。 私自身年金の給付業務や国民年金業務の経験が無く、こんなに大きな問題があることを認識したのは、平成19年になってからである。	年金記録問題への対応が最優先として、職員も私自身も時間を費やしてきました。できるだけ丁寧にお話を伺い、それを手がかりとして調査を行ってきました。 現在のようなコンピューターの時代が自分の在職中に来るとは、考えていませんでしたが、紙に記録をとっていた時代からコンピューターに変わる時に確実な記録の切り替えが必要であったと思われる。しかし、現在のような膨大な情報を当時管理できたかは、疑問も残る。
914	地方庁	その他(社会保険事務所)			国会審議及びマスコミによる報道によって、年金記録問題の内容の具体を知った。(在職年数が短い為、職務の中で何か問題があるとは思っていなかった)	現在の混乱をとりあえず収めることが急務であり、そのために出来ることを地道にやっていく事しかないと思っている。 しかしながら、年金記録問題については行政側の管理について問題があったためとはいえ、現在の混乱の原因は社会保険制度に対する社会的関心の欠落と、マスコミによる報道姿勢に因るところが大きいと思われる。今回の社会的騒動によって、図らずも国民の社会保障に対する一定の周知ができたという点を好機と捉え、個々人が自己の社会的役割を意識して行動することの重要性、社会保険制度を支え・支えられているということを理解してもらえるような効果的な広報(及び公教育へのアプローチ)を持続的に行っていくことが、今後の理性的制度運営には必要
915	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	①年金記録問題に対する取り組みが、人事評価において正当に評価されていない。年金記録問題から目をそむけ、自分の仕事だけをやっていた者が、人事評価では有利になるシステムには、少々、疑問を感じます。人事評価においては、年金記録問題を重点的に評価されたい。 ②年金記録問題について、具体的なノウハウを示すこともなく、ただ数値目標だけを掲げて、早期完了を促すだけだった姿勢には疑問を感じます。具体的なノウハウを示すとともに、県独自の各種資料を開示していれば、もっと効率的に処理ができたのではないかと思います。 ③数十年にわたって、「広報」が不足していたと思われます。このため、職員はもちろん、事業主、被保険者、受給者、労務士に起因するトラブルが多発したのではないでしょうか。「広報」にもっと、力を入れるべきではないでしょうか。	昭和53年の新規採用時から、かなり杜撰な管理をしているなと思っていました。「広報」不足のため、年金制度に無知、無関心な人が多く、現場では、説明のため、ムダに時間を浪費していたと思っています。	天下国家はもちろん、県全体や事務所全体をどうこうできる立場でもないので、目の前の仕事を「1分1秒でも早く」、正確に処理することしかできませんでした。現場の意見を真剣に吸い上げるシステムを作ってもらいたい。
916	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に存じません。	期間照会により、丁寧に調査する。	基礎年金番号が導入された当時、届書に他の手帳番号が記載されているのを見て、この問題を認識しました。	他に手帳番号があるか、確認・照会を行おうと思ったが、やりきれなかった。 年金特別便のようにはやくとりくむべきであった。
917	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	とにかく一生懸命丁寧に解決をしていく事しか、ないと思われます。そうすることによって、お客様からの信頼を再度得られると考えます。	年金記録問題については、その人の老後、今後の生活の糧となり得るため 欠落していた記録や誤った記録等混在していた場合は大変なことになると思いました。このような、問題があることを知ったのは、国会で取上げられた時です。	今は、お客様からの申出書に基づき懸命に処理を行っている状況です。しかしながら、処理件数が膨大なため、回答書作成までかなりの時間を費やしている点が、反省として上げられます。
918	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし		平成9年1月の基礎年金番号導入後、所謂、過去記録の整備が計画的に実施されてきた中で、数年では整理し切れない数の未統合記録があることは 推測できたが、正確な情報がなかったため、大きな問題意識を持つまでには至らなかった。 その後、5000万件もの未統合記録があることが新聞報道された平成18年になり改めて問題の大きさを認識するに至った。	庁方針に基づき、特に年金受給者の救済(再裁定)を最優先に取り組む必要があると考え、特別便の来客応対に集中した。 遅くとも、基礎年金番号導入後に記録管理の状況を明らかにし、抜本的な対策を講ずるべきだったと思う。
919	地方庁	社会保険事務所課長級以上	・厚生年金保険被保険者記録原簿(原票)確認で、カセット表示のある方々の記録を開けた場合に、亡くなっているケースが多いと思われるが、本人確認分としての通知方法も含めた特定作業をどう進めていくか。 ・厚生年金保険被保険者期間照会申出書を受付た場合に、地元でないとわからない事業所名というケースが多々あるが、検索システムだけの回答で済ましていいのかどうか。	・数年をかけ充実したスタッフと予算を確保した上で、本人や家族・場合によっては同時期に勤務した同僚等に聞いてもらうなど、本人特定作業を進めるべきで短期間で片付くような問題ではありません。 ・期間照会は、本人との聞き取り調査で進めることが一番ベター-であり、本人の思い込みで違う事業所名で覚えていたり、まったくわからずに事業の種類だけしかわからなかったりというようなケースが多々あります。 その際、ベテラン職員だと地元の利で事業の種類だけで事業所名が特定できたり、その当時の同時期の同僚や事業主名から探り出すこともあります。	・今までは、年金受給年齢間際での把握であった事や被保険者本人もまさか記録にもれがあるとはの役所の信頼から、ここまで大きく問題になるとは思っていませんでした。 カセット表示記録を開ける事や他事務所への期間調査依頼をかけた場合に、長期間かかる事実はありましたが、すべて人海戦術だと思っていました。	・各地方の社会保険事務所の人員不足が一番大きな要因だと思われます。 ・年金請求があった場合に、配偶者があった場合については本人記録のみならず配偶者の記録もれや旧姓での調査、第三号記録のチェック等を長年やってきました。(変緩の社会保険事務所はすべてです。) ・年金請求時のみならず、機会ある毎にお互いの(保険者・被保険者)意識を高めることに努力すべきと考えられます。
920	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	事務所によって差が大きくもともと記録問題を考えていない定員のため人的配置が必要。派遣や賃職が増えても通常業務とあわせて職員の負担が増えてしまっている。	報道等を通じ知ったが制度の認識不足からの質問等が多すぎ、とく別便の送付についてもう少し考える時間があったらと思います。	制度について説明するも理解される人、されない人がいるが、社会保険庁のテレビ報道など年金不安の煽りで必要ない人まで来訪が増加するなど、急なとく別便の送付で対策が不十分であったと思う。
921	地方庁	その他(社会保険事務所)				
922	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	特にありません。	この職場に入ったときからすでに手番で氏名がわからない人などいたので、この記録はどうなるのだろうという程度にしか思ってませんでしたが、マイクロ等調査すれば判明するものだとしか思っていなかったので、このような大問題になるとは思ってもいませんでした。	昔は手番がそのつど制度によって払い出されていたことや、紙台帳への転記等が不明だったために正確にオンライン上に記録が反映しなかったことなど挙げられますが、とにかく今はミスのないよう正確に仕事をやるしかないと思います。
923	地方庁	社会保険事務所課長級以上		正規職員を大幅に増員させ、深い年金知識を持った職員を養成しなければ、記録問題は解決しないと思います。 また、知識と経験を有した優秀な職員が次々と退職していっています。人材確保する考えも必要と思います。徐々に知識の伝承が途絶えつつあります。 派遣職員やアルバイトは土台となる知識がないため、複雑な年金問題に対し実質的には無力といって過言ではありません。(単純作業には向いていますが、逆にいうと単純作業しかできないということになります。) また、これから将来に向かっては国民総背番号制の導入を強く感じます。 今の制度のままでは、同じことの繰り返しになると思います。	国民は被保険者の時代は年金に対する意識が低く、年金手帳を紛失したり、自分が制度に加入していることすらわからない人が多数存在する。その結果、年金記録は重複する等といったことが起こってくる。そして年金をこの問題を国ですべてカバーせよといっても元々社会保険庁の情報が限られているため、年金記録が一体誰のものか特定できない。 やはり国民総背番号制を導入しなければならないと思います。 近い将来、この様な問題が起こることは、入庁してすぐにわかりました。	できるだけ重複しないように努力しましたが、そもそも本人がわからない、会社もわからないと言われると、どうしようもない事が多々ありました。
924	地方庁	その他(社会保険事務所)	徴収課に属するものとしての意見ですが、滞納事業所に対しての年金給付に制限を与えるべきです。世界経済の冷え込みにより、滞納事業所数、滞納額が顕著に増えてきています。滞納に対して真剣に解消に取り組んでいる事業所もありますが、お金が無いからしょうがないと開き直っているところもあります。財産が無ければ滞納処分もできず、結局欠損になりますが、時期が来れば保険料が滞納であっても年金給付は行なわなければなりません。滞納していた事業所は全喪し、別会社を立ち上げまた滞納を繰り返し、年金はしっかり受け取る。そんな事業主等を見ていると苛立ちをおぼえてなりません。難しいとは思いますが、何らかの形で給付制限を行なうべきです。 また、遡及月変、喪失についても、違法なことを行なった職員はもちろん悪いですが、事業所が保険料を滞納しなければ起こらなかった事象だと思います。 一番の税金の無駄遣いは、滞納処分にかかる経費です。 このアンケート回答欄に書く内容ではないかもしれませんが、一職員としての意見として受け	現場の職員は、知識・能力・責任感を高めて、今ある媒体を駆使して問題解決に励めばよいと思う。(個々の能力と年金記録問題に対しての意識にかなりの差が見られるため) 本庁の職員は、本庁の年金記録の管理システム等をもっと地方に開示すべきであると思う。また、問題解決につながるシステム開発にさらに尽力すべきであると思う。	年金問題の存在を知ったのは、一般の方と同じ時期であったと思います。 ただ、年金問題は、社会保険の職員と管理する社会保険庁、そして自分の年金記録を管理する国民の三者の問題であるはずです。社会保険庁側だけががんばったけがんばっても、自分のことを人任せにするような国民がいる限り、問題解決はしないと思います。	私自身は、窓口対応・記録調査を組織としての問題と思い最優先課題とし真摯に取り組んできました。 あと、個人的な意見ですが・・・ はっきり言って、誰のものかわからない記録はたくさんあるはずです。苦し紛れに2年以内の国民年金の未納は納付にするなど、姑な方法をとらずに、現状をすべて国民にさらけだし、誰もが納得する解決策を模索するべきです。(もう遅いかもしれませんが・・・) 第三者委員会の存在もいかがなものかと思います。職場の人間である程度知識があれば、本当に消えてしまった、間違っている記録は解ります。本当に救済すべき事案で斡旋された記録は大歓迎ですがそうではないことも多々あります。これも改善すべきだと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
925	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	年金記録問題については、マスコミ等により報道されたものと私が知っているものと同一である。	記録調査、統合について、正確性を増すために短期派遣職員や委託にて処理を行わせるのではなく、積極に雇用された職員又は長期(概ね2年)の派遣職員に記録調査・統合のエキスパート職員の指導・監督を受けながら、実際に業務を行ったほうが、正確さを保つことができ、また、作業職員のスキルがある期間経過後常時一定する(少なくとも悪くなることはない)と考えられ、結果的に早く処理でき且つ記録問題についての信頼回復が開けるのではないかと考える。	記録問題のうち基礎年金番号に統合されていない記録については、基礎年金番号導入時にお客様あてに照会し、回答があったものについては統合を行っており、基礎年金番号導入時に回答がなかった場合であっても、基礎年金番号と統合されていない記録について名寄せを行い、照会文書を送り回答があったものについては統合を行っており、それぞれの場合に回答がなかったとしても、いつでも本人が申し出を行えば統合することはでき、また、年金の請求時には記録の確認をした上で、記録統合を行うので本人の不利益になることはないと認識していた。 また、国年、厚年の消えた記録については起こり得る問題と考えていたが、あくまで滅多にないケースだと認識していた。 認識したのは当課に配属となった約4年前。	当課に配属となった約4年前、基礎年金番号を基準として統合されていない記録について名寄せを行ったうえで、照会文書送付、回答について統合を行う事業を行っていた。また、電話や来訪等により、基礎年金番号に統合されていない記録があった場合について、記録調査・統合に必要な申出書等の送付をしたり、来訪された場合については統合処理、統合後の加入記録の送付などを行っている。 記録問題のうち基礎年金番号に統合されていない記録については、最終的には年金の請求時に整備をするという認識が反省点として挙げられる。年金請求時には転職を繰り返していたため勤めていたことを失念している可能性等があることを認識しなければならなかったと考える。
926	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	とにかく、1日も早い解決及び国民の信頼回復に向けて、全職員1丸となり努力する事だと思います。	あまり、考えた事はありませんでした。	
927	地方庁	社会保険事務所課長級以上		早期の対応が可能となるような組織・人員体制の確保。調査回答や再裁定に長期間を必要としていることは、一般の社会常識とはかけ離れたお役所仕事。	年金記録問題がマスコミ報道された以降に知った。こんなにひどい状態にあるとは思いもよらなかった。	前段に質問:第一線で日々対応している。 後段:過去のことは分からないが、年金記録の管理の問題という考え方が強かったように思う。 被保険者や受給者は記録の問題ではなく、納付した保険料や受け取る年金額(収入)の問題だと思っており、役所と国民の間の認識ギャップがかなりある。
928	地方庁	その他(社会保険事務所)		現行の年金制度のままでは、国民の不信感もあることから、解決は望めないと思います。 社会保険に加入していない事業所で厚生年金払っていた、と言う人に「この事業所は厚生年金に入っていませんでした」と回答しても「調査がおかしい。」 「信用できない」「もう一度調査しろ」・・・このようにいつまでたっても終わらない こともあり得ます。 思い切った方策(例:年金記録の不備を申し出た人で、見つからなかった人には全員一律で一時金支給)をとらない限り永遠に続くと思います。	私は各課色々と経験を積ませていただきましたが、入った当初から、「この年金記録の管理のやり方は何かおかしい」と思っていました。	国民年金の担当時、会社の担当者が来る適用課の担当時には当方で見つけ次第、(似たような名前の記録も含め)「今回のお問い合わせとは別ですが、○○様は昔別の年金番号を持ってませんでしたか?・・・」のような案内をしていました。
929	地方庁	社会保険事務所課長級以上	戦時中に朝鮮からつれてきた強制労働者の方も厚生年金に加入されています。この方たちは当時の朝鮮名で加入されており、はっきり言って漢字も読めません。そのような方はどう解決するのでしょうか。 [redacted]	厚生年金に関しては記録の整備が進んでいると思われますが、昭和20年代の記録については事業所名簿の記録が旧台帳にもwmにも収録されていないのも多数あります。 事業所名簿を1枚1枚突合していけば、かなり解決していくと思われます。	[redacted]管内の事業所名簿から叔父の戦時中の記録を見つけた。叔父は全く別の会社に卒業以来勤めていたので半信半疑で尋ねたところ、徴用令で軍需工場に行かされていたとのことで本人の記録とわかった。叔父自身厚生年金に加入していると思ってなかったので大変驚いていた。その当時にもっと戦時中の記録についてPRしていたら今のようにはなっていなかったのではないかと思う。	記録照会で相談を受けた際に勤労奉仕などで村から団体でこられた方の場合、記録があったら、一緒に働いていた人で連絡が取れる人がいれば年金記録があることを伝えて受給するよう依頼した。(今の個人情報保護法がないので出来た話です) 年金の受付時にも出来るかぎり本人に聞いて埋げるようにしていたが、先輩の職員の中には機械も確認せず本人の言った職歴だけで他に職歴があっても同姓同名の別人と判断している人が多かった。すぐに労働強化とかで片付けていた。(今は悠々の年金暮らしをしているが) もっと職員がしっかり聞き取り調査をしていればよかったと思う。 (8)にも書いたが昭和50年代60年代に政府広報などで戦時中の徴用令による勤労奉仕は厚生年金に繋がることをPRすべきだったと思う。
930	地方庁	その他(社会保険事務局)				
931	地方庁	その他(社会保険事務所)	一般に知られていない問題以外は特に知りません	職員が一致団結して取り組むべきだと考えます	当時は問題という認識はありませんでした ここ数年のテレビの報道等ではじめてしりました	被保険者の立場にたった考えで誠意をもって対応しました もっと早くに職員全員が問題意識を持って取り組めばよかったと思います
932	地方庁	その他(社会保険事務所)	何も分からず。	専門知識がある職員やOBを活用	「証拠(領収書等)があるのに、保管データと相違がある」という記録が、こんなに多数あり、今までの記録保管は何をやっていたのだろうと思った。 記録問題に携わった平成19年6月ころ。	ここまで保管データとの相違があるとは思わず、専門知識が乏しくお客様に納得がいく説明ができるか不安であった。 複数の人数で処理結果のチェックがなされていなかったことが反省点ではないかと考える。
933	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	特別便の回答が、受給者の方からいまだに出てくる、回答相談がある現状では、マンパワーを確保して、着実にあたっていく。	会社の存続に関わる問題と認識した。	お客様の問題について一生懸命に取り組み、納得いく回答を早く出す対応。 平成9年の基礎番号導入の際に記録統合の先送りとも取れる対応の悉さ。 36年以降、印紙による納付を廃止するまで国民年金保険料の納付納入・督促を市町村に事務委のもと押し付けていた点。 徴収原第一主義が、標準報酬の改ざんともとれる事実を曲げた点。
934	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	国民の皆さんに丁寧に説明し、統合作業をきちんと続けていくしかない	順次、短期間ではなく時間をかけて解決していく問題、短期間ではミスが出るばかり。	国民の皆さんの年金への関心は若い世代になればなるほど低い。今までは被保険者たちが年金手帳をきちんと持っていれば大丈夫というような考え方だったのではないかと思う。社会保険事務所の窓口にのみ責任を押し付けるのではなく、社会保険庁全体の問題として認識しないといけない。窓口だけの対応では説く別便送付時に見られたような、パニック状態になるだけだ。
935	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		必ず解決しなければならない、年金制度の根本に関わる重大な責任問題であると認識していた。 問題を知ったのは平成18年度から19年度にかけてである。	1件でも多く、間違った記録を正すという意識を常に持ち、ねんきん特別便・定期便の窓口業務を積極的に行い、また、台帳の突合作業も行うなど、問題の解決に尽力した。 この問題についての反省点としては、過去のずさんな記録管理に尽きる。記録を管理することに対するモラル意識が低すぎたため、必然的に起こった問題だと考える。 また、問題への対応についての反省点としては、庁からの指示が地方事務所まで到達するまでの時間がかかりすぎること(内部の命令よりも報道が先行していたケースも多数見受けられた)で、お客様への対応に苦慮する場面が多かったことが挙げられる。 また、特別便の回答に要する期間の見積もりが甘く、回答業務を開始した後にそれに要する期間を大幅に延ばすなど、一貫した対応が取れなかったことも反省点として挙げられる。
936	地方庁	その他(社会保険事務所)				
937	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に御座いません。	一つ一つの事案を丁寧に、且つ、素早く調査していくしかないと思います。	残念ながら、私自身問題が存在することを認識したのは、やはり各種報道により表面化し、国民の皆さんから多くのご批判を頂き初めて反省するに至りました。 日頃より社会保険業務に携わる中で、常に念頭に置いていていたことは事は、社会保険事務所に勤務して、初めての仕事が国民年金の部門で、その時、仕事を教えて頂いた先並職員の指導もあり、管理している記録が、国民の皆様お一人お一人の長きに渡るとても重要なものであること、また、その管理に携われる事に仕事のやり甲斐を感じておりました。 年金記録問題につきましては、今日に至るまでの年金制度の歴史の長さ、紙台帳等による記録管理からオンライン移行時の作業方法、管理記録の膨大さ、複雑な年金制度の元での業務等、色々な事項が複合して起きた問題かと思いますが、やはり過去から現在までに、社会保険職員であった職員一人一人が公務員としての仕事に誇りを持ち、丁寧な仕事をする組織であったのであれば、今日のような事にはならなかったのではと思います。	今出来る事は、一つ一つの案件を丁寧に対応し、結果を出すしかないと思います。 この問題の反省点としては、社会保険庁全体として長きに渡り、組織全体、職員一人一人の生ぬるい体質が続いた結果がすべてかと思います。
938	地方庁	その他(社会保険事務局)		あきらめずに根気強くやっていくしかないと思う。	報道が始まった頃。それまではそれほど意識していなかった。	窓口での相談時に未統合の手番がなくなるよう心がけた。
939	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし。	現時点で考えられる限りの内容で、解消に向け、努力をしていると思います。 ただ、ご本人の記憶だけが根拠、という事例や、20歳以前の国民年金加入の申し立てなど、制度的にありえないようなお申し越しも、見受けられるようです。ご本人の申し立てはできる限り尊重すべきと心得ておりますが、時間と手間を惜しまなければ終わる、というものではないので、見切り時と見切り方とを見極めることは必要でありましょう。	ここ数年、マスコミ報道が始まってから。	こんな状況に陥る前のことですが、かつて、年金相談業務を行っていたとき、多少時間がかかっても、できうる限り本人の旧姓や、別の読み方、職歴などは確認をしていたつもりでしたが、できることには限りがあります。(年金請求者ご本人が無かったことにしたい過去の履歴もありましたし) 歴史の中に、「もし」、とか、「たら」、などはありませんが、職員のみならず、、会社の担当者や、誰よりも被保険者・受給者ご本人に対して、年金の適用・徴収・給付すべてにわたって制度の重要性を皆に認識していただけるよう啓蒙をしておれば、さまざまな折にさまざまな事情はあったにせよ、ここまでの状況には陥らなかったのだろうと思います。 不幸中の幸いと申しますか、年金制度に対して、今ほど国民の関心が高まったことは無いわけですから、この状況を良い機会と捉え、国民ひとりひとりに制度の大切さ、確かさを認識していただければよいと思います。そのためには、制度に携わる私たちが、そのような認識を強く持たね
940	地方庁	その他(社会保険事務所)	・納付展開誤りにより、WM上実際には納付していない月が納付となり、本人が領収証を所持している月が未納となっている点。 ・被保険者分の照会回答を業務センターにて処理しているが、業務センターにて行う調査では名寄せ分の確認、マイクロの確認はしないのか。記録回答の調査不足により苦情となる事例が多すぎる。 EX) ・年金記録に係る確認申立書の提出があった為、業務センター へ資料提供依頼した所、氏名索引以外何らの調査もしておらず回答しており、第三者委員会への回付の為市町村名簿の照会を行なわなければならず、本人から回付の遅延について問い合わせあり、苦情となった件 ・本人領収証添付の上郵送にて回答したところ記録無しの回答。窓口にて激しい苦情となったがマイクロを確認した所、資格取得年月日が1年ずれて処理されており本人申立どおり訂正が必要な内容であった。その場で記録を訂正を行い、謝罪をし何とかお帰り頂いた件 ・直近の納付記録が反映されていないことを確認の為、領収証添付の上回答したところ記録なしの回答。窓口にて憤慨され、直近の納付記録をお渡しし定型の文言の不行き届きな点説明しお帰り頂いた件。	記録の確認は急務だが、処理の誤りや記録の見落としが発生していては本末転倒と考える。精緻なマニュアル、作業のチェックの徹底、責任の所在明らかにした上での作業を行うべき。	台帳からの手番の登録誤り、及び漏れ、当該問題は着任してまもなく厚生年金加入者の手番登録届の提出があったとき、登録手帳番号の氏名が相違していたことにより気付いた。	厚年法、当時の状況から考えれば仕方のないことかも知れないが、厚生年金については台帳が社保にしか存在していないにも関わらず確認項目が実質氏名、生年月日くらいしかなかったことが最大の問題と考える。 国民年金についてはマイクロの保存がなされていない記録がある点は問題外である。住所が登録されていない記録、不在決定されていて市町村役場所在地が登録されている記録など、記録が記録の体をなしていない。名寄せの記録があっても氏名の漢字も不明で住所が不明であれば裁定時に統合しなかった理由も分かるし確認のしようがなければ払出等から推測するしかなく、推測によって本人と判断した記録が数パーセントの確率で他人の手番を登録してしまう場合もあって然るべきである。 上記(8)の問題点を踏まえたうえで窓口においてできうる限りの記録の確認。本人からの証言を引き出す様最大限お客様接遇を慎重に行うようにした。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
941	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	過去記録の特定をしていく作業について、今後新たな方策をとるのであれば、まず、これまでの調査の中で、ご本人が「自分の記録ではない」と回答したものについてその事跡を登録することが必要だと思う。	平成18年～平成19年頃、「年金記録問題」としてクローズアップされ、「ねんきん特別便」が始まったとき認識した。当時の認識としては、まだオンライン化が始まっていない時代に紙台帳で保管されている記録について、台帳への記載の不備やオンラインへの収録誤り等により、ご本人への確認ができないまま年金受給をされているという問題という認識であった。	「ねんきん特別便」での記録確認や払出簿調査など、旧台帳を手作業で調査するなどした。反省としては、旧台帳等の確認により、全国的に管轄事務所への照会を相互にすることで、ご本人からの照会と他庁照会が膨大な数になり、結果として回答に相当な時間を要したこと。また、特別便の後、入念調査、フォローアップ調査、貧色便など多種の照会が本人にいくようになり、調査の重複など内部事務にも混乱をきたしたこともあげられると思う。
942	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし。	特になし。	5000万件の未統合記録については、本庁企画課勤務中に認識。その当時は、当該5000万件については、死亡された方か脱退手当金支給済みの記録として認識し、このような大きな問題になるとは考えていなかった。 また、社会保険庁の記録と厚生年金基金記録との相違についても、基金の代行返上時にそのような記録があることは聞いていた。	社会保険庁が保有している記録の正確性の問題については、これまで実施した対策や今後、実施するオンライン記録と紙台帳の突合せを行うことにより、時間はかかりますが解決するものと考えています。 また、社会保険庁の記録と厚生年金基金記録との標準報酬等の相違については、22年から本格対応することにより、過去分については解決するものと考えています。 しかしながら、新規資格取得分について庁の記録と基金記録を付き合わせる等の対応をしていないことから、数年後には同様な突合せ対応が必要となります。 ついては、新規資格取得、標準報酬月額の変更、定時決定等があった場合には、業務センターで月次ベースで基金記録突合せ用データを作成し当該データに基づき各基金で突き合わせを行うことにより新たな不整合記録の発生を防止することとする。具体的には、 業務センターでデータの編集・電子媒体の作成⇒企業年金連合会に電子媒体の引渡し⇒当該連合会で各基金毎にデータの振り分け・送付⇒各基金でデータの突合せ(照会は各社会保険事
943	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じません	記録問題の専門部署を設置し対応したほうが良いと思います。	新聞報道により知りました。それまではそのような問題があることを認識していませんでした。	問題点 基礎年金番号導入による未統合記録を積極的に解消しようとしなかったこと(予算の問題もあるのでは)。被保険者本人が現在どのような記録となっているのか事務所に問い合わせないと認識できなかったこと。(情報提供が足りなかった) 対応 被保険者の方々にご迷惑をかけており、一日でも早く解決するよう各種の突合作業を実施してい
944	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	現在行っている定期便で本人よりの申し出との相違点について確認作業をしていく。	20年以上まえよりいくつもの手帳番号をもっている場合手帳の紛失や勤めた会社名を忘れている等で特定できない記録があることは認識していました。	手作業時代は本人の申し出の会社名からしか調べる方法がなく社名が相違の場合などどうすることもできなかったと思います。
945	地方庁	その他(社会保険事務局)	旧令共済の期間 配偶者情報の収録もれによる振替加算もれ 老齢基礎年金繰上者にかかる1年未満厚生年金の請求もれ	社会・援護局自身が積極的な調査をおこなう 市区町村の協力のもと配偶者情報収録の把握をおこない振替加算もれを把握する システムを改善し請求もれ者の把握をおこない対応する	年金相談時に氏名索引で基番以外の他手番が判明することはあったが、5000万件もの持ち主不明の手番が存在するとはしりませんでした。またWMに収録されていない記録が存在することをしりませんでした。 平成19年頃新聞報道で知りました。	平成7年の年金給付課のときは氏名索引をおこない他手番の有無は確認のうえ裁定業務をおこなっていました。 現在は振替加算もれや年金未請求がないかも確認のうえ業務を進めています。 紙台帳から電算化をおこなったときの移管業務に問題があったのではないでしょうか。(財務省の予算削減があったと聞いていますが) 厚生年金被保険者の住所情報を当初収録されていなかったことも持ち主調査を困難にした原因だと思います。
946	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	人員・時間・資金・場所の確保	採用半年くらいから。 所属課が記録補正を行っていたので。 なぜ、分からなくなってしまっているのか、システム(制度)的に問題があったことは分かった。	主業務ではなかったので、特別に何もしていない。 元々の適用が間違っていた。 給付までの期間が長すぎ。
947	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じておりません。		[redacted] 当初、社会保険庁の問題を取り上げられ、次々と報道されていくうちに、年金関係そのものに対する社会保険庁の姿勢が、マスコミにより問題視されていくようになったものと認識しています。	年金記録問題に関しては、オンライン化される前は、オンライン化される前提での事務取り扱いが不十分であった事、又、オンラインへの切り替え時にも、 同様に、事務取り扱いが不十分であった事が、反省すべき点と思われます。
948	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	存じません。			
949	地方庁	社会保険事務所課長級以上			基礎年金番号付番時(平成9年1月)以降、新規資格取得時の手続き等を含む手続き契機ごとに手番の統合処理や、その必要性を周知してきたが、9年以降異動していない方や、1人で複数の手番を持つ方も多いことから、「まだまだ未統合者が多数存在しているであろう」とは、認識していた。しかし、記録は消えるわけではないので、その方の年金請求時や制度異動時に統合すれば問題ないだろうという認識があった。 まさか、これほどまでの未統合件数が存在しているとは認識していなかった。今回の記録問題で当初明らかになった5000万件の数が報道され、「非常に大変な事態」という危機感を感じた。 その後、いままで全く知らなかった標準報酬等の問題等が、明らかになり非常に驚いたとともに、社会保険マンとして残念な気持ちになった。	とにかく、組織としての指示に従い、自分のできることをひとつひとつ対応・解決するしかないと思い対応している。
950	地方庁	社会保険事務所長	ありません		はじめは、基礎年金番号に未統合の年金番号(記録)が存在しているものの、統合すれば解決するものと思っていました。 ところが、そもそもコンピュータに収録されていない多数の記録の存在や、収録されていても氏名や生年月日等々、ずさんな記録管理がされていたことなど、思いもよらぬ問題が次々に発覚しました。この時点で、全面的な解決が非常に困難な問題であると認識するに至りました。 この問題の存在を知ったのは、19年6月頃だったと思いますが、それ以後あまりにいろいろなことがあったため、詳細が思い出せないほどです。	解明が非常に困難な問題ではあるものの、自分なりに精一杯、誠意をもって問題解決にむけて対応しようとしました。 そもそもこの問題は、社会保険庁のずさんな記録管理により発生したことです。しかも、すべての問題が一度に表面化したわけでなく、さみだれ的に表に出て、更なる混乱を招いていったと思います。もっと計画性のある対処ができなかったのでしょうか。
951	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			過去の事務処理の誤り(記録漏れ)として認識していた。 平成12年頃。	正しい記録にするため補正処理を行なった。 過去の事務処理について、しっかりチェック機能が働いていなかった(現在は二人以上の職員の二重チェックが当たり前となっている)。
952	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	年金記録問題については、事の重大性を認識し、ひとつひとつの問題に正確かつ誠実に取り組んでいくしかないと思います。何十年も積みあげてきた結果の記録ですので、解決には一朝一夕ではできないことと思いますが、ひとつひとつ積み上げていくことによって、国民の信頼を得ていくしかないと考えます。	国民年金の納付記録や厚生年金の月額が誤っている等年金記録問題について、制度が始まった当初からの記録の積み重ねであるため、非常に根の深い息ながき問題であると認識していました。年金記録問題が存在することを知ったのは、社会保険庁がこの件を公表したときです。	この問題については、まずなにをもっても真摯で誠実な対応をもとめられていますので、お客様には、誠心誠意対応していくことに努めました。 現時点でこの問題については、制度発足時から、記録に対する重大性の認識が、国、厚生労働省、社会保険庁に欠けていたことに尽きると思います。
953	地方庁	その他(社会保険事務所)	紙台帳の時点で、本人のフリガナをもともと記載していなかったこと。 生年月日を正しく記載しているにもかかわらず、オンライン上では○月1日・5日などきりのいい数字にまとめて記載されていること。	漢字での名寄せや行書体については漢字判別ソフト(あればですが・・・)にて名寄せを行うことが望ましいのでは。 オンライン上の生年月日との不突合については補正をかけていくべきと考える。	個人としては退職されたかたがたが積み残した仕事と認識しています。 ただ組織人としての認識としては、解決に対して議論を行ってきていたのか、以前から指摘を受けていたことであれば、なぜ対処してこなかったのか。 組織の根幹にかかる問題と認識しています。 存在を知ったのは勤務し始めて2年目の平成16年度ごろだったと思います。	業務課に勤務しているとき経度複がでないよう、氏名確認・生年月日確認は十分に確認し、偽名や違う生年月日で登録とならないよう注意していました。 各所で問題となっていたものが集約・情報共有がなされず、知恵を出し合う場がなかったことが、各所での小問題として片付けられ全国的な問題に発展することが予測できなかったのかと思われます。
954	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		過去の記録については、本人の記憶だけがたよりになります。 今後の事を考えると、納税者番号とか総番号制にして管理するしかないと思います。	年金制度そのものの信用を低下させた。 マスコミ等が取り上げてから。	対応した方々には少しでも記憶を取り戻していただくよう助言などしました。 遺族の方々について、配偶者の記録は無理があると思います。 年金制度ごとに年金番号を払出していたのがよくなかったと思います。
955	地方庁	その他(社会保険事務局)				
956	地方庁	その他(社会保険事務所)			記録に関しては個人個人の問題でありながら無関心な人が多いのに驚かれました。年金手帳も何冊も持っている人の多いことにも。 これは年金の仕事を始めたごろから感じていました。約二十年前です。	この問題に対して個人個人が年金に対する意識が高まったのでよかったのではないでしょうか。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
957	地方庁	その他(社会保険事務局)			平成10年ぐらいに現業を初めてさせてもらったときに、基礎年金番号以外に手帳番号がある可能性がある人について、基礎年金番号を強制的に払い出しして適用するという方法を教わりました。 その時は基礎年金番号や三号特例で業務が混乱して忙しかったので、後日に手帳番号を調査するような説明を受けたのでやっていましたが、今思えば時間がかかってもその時にちゃんと整理しておくべきであったと思います。 あと、国民年金の記録のマイクロフィルムが期間内完納と全記録未納の場合は特段注意すべきものがなければ残していないということを知り、驚きました。 本人が申し立てた記録を探そうにも、細かい住所で特定することができないこともあり、非常に困りました。 マイクロフィルムと納付の領収書が違うのもいくつかあり、トラブルになったのも記憶しています。 今のような問題として具体的に認識したわけではありませんが、当時は昔の仕事の仕方に疑問を覚えて、なんだか変だと思っていました。 その後は1年か2年ぐらいで現業部門でなくなったので、特に何もありません。 平成15年からは年金の給付をするようになって、昔の厚生年金記録や国民年金記録の管理がかなり雑で、給付の決定時に記録を探す必要なことが多いと感じるようになりました。	当時の対応としては、国民年金についてはマイクロフィルムがない場合は、払い出し簿を確認してある程度の住所を絞り込んだり、データが残っていそうな市町村なら電話して確認したりして、できる限り特定して収録するようにはしていました。 とはいえ、払い出し簿を見てくださいと電話連絡しても払い出し簿がマイクロと思っている職員などがいて、時々困った覚えがあります。 また大阪市などは住所別に管理はできていないので、とてもではありませんが名前から探すのは困難でした。でも、できるだけ見れるものは台帳を探すようにしていました。 年金の給付になっていからは、できる限り裁定時に記録を収録したほうがよいと考えていたので、受付時に不明な記録がある場合は裁定をとめることを了承いただいて、期間の調査をしてから行うようにしていました。 いやな人には調査の上再裁定を案内していました。 銀行等を通して郵送で提出される人は特に厚生年金の短期間の記録漏れが多かったので、本人に連絡したりしていました。 今思うととにかく記録漏れを防ぐために振り仮名を変えて検索したり(収録の振り仮名が適当なので)、職歴確認をするようにしてはいましたが、報酬までは確認していませんでした。 そういう意味で認識としては甘かったかもしれません。 ただ、ご本人さんに聞いても「知らない」と言われることも少なくなく(明らかに本人のようであっても)、記録特定は難しいものも多々ありました。 そのような時は年金が増える可能性がありますから、と後でちゃんと確認して思い出したら期間調査依頼をと促しましたが、「いらない」といわれたり、ご本人さん自身が記録をなかなか確認してくださらないのも、一部問題にあったかと思います。 今までの反省点としては、やはり記録管理をするときは後の検索のことも考えて、きっちり記録を残すことが第一です。 国民年金のマイクロフィルムのように残していない人がいるなどは、明らかにおかしいと思います。 また、業務多忙を理由にして、後でと問題を先送りするのもよくないと思います。必要な予算を確
958	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし。	十分な時間、人員をかけ、ひとつひとつ再確認を行っていく。	厚生年金や国民年金の記録において、誰の記録か特定できないものが存在するということであり、一連の報道等により知った。	ひとつひとつの記録について、確認申出により再確認を行っていく。記録の管理・保管がキチンとなされていなかった。
959	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	すべての資源(人員・予算等)の投入。	認識していない。 採用3ヶ月目。	その場しのぎの場当たり的な対応策の実施。
960	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	過去の記録をよく精査し、取り組むことが必要と思います。	記録問題について知ったのは平成19年に5000万件の年金番号が誰のものかわからないと報道されたときです。	目黒の電話センターに行き、ねんきんあんしんダイヤルでお客様の問い合わせに対応していました。 この問題は長年にわたり年金記録の管理が不十分であったことを反省し、今後、きっちりと対応
961	地方庁	社会保険事務所課長級以上			たいへん重大な問題であると認識した。 問題を知ったのは、報道がされ始めてから。	処理を行う場合の入念な確認が不足をしていた。 年金統合については裁定請求の際に完了していくものと考え、本人からの申請待ちの姿勢に終始していたこと。
962	地方庁	その他(社会保険事務局)	戦前の記録(旧台帳)などの多くが記録整理されておらず、受給に結びついていない。	紙台帳に基づき記録を整理していくしかない。 亡くなっている方もいる為解決は困難だと思う。	機械化する時に確認作業をしていたのかと疑問がある。 実際に記録調査業務を行うまで、こんなに手番が浮いていたり記録漏れや誤りがあるとは認識していなかった。	丁寧にひとつずつ解決していくしかないと思う。 こちらの手落で国民の信頼を損ねてしまったが、国民の関心が高まったのは良いことだと思う。 記録問題は社会保険庁の記録管理の甘さから起こってしまったので、記録管理の徹底し、国民へは記録提供を行い情報を共有していく必要があると思う。
963	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	現在取り組んでいる方策を着実に実行する	年金給付に携わったときに、本人の記憶と記録の不一致について 記録を検索するなかで、誤字・脱字などの単純ミスが多いこと。 オンラインシステムの開始時における作業についても、フリガナの収録について きちんとされておらず、地域独特の苗字について見つかりにくい事例が 多かったことなどから、できる限りの方法で記録を探しても、 見つけられなかっただけではないか、という不安があった。 また、適用の時点で将来の給付に確実につなげる意識での長期的な 取り組みというより、事業としての短期的な取り組みであったような印象 があり、適用の際にしっかりしておけば、給付の際に記録が不一致といった 問題はもっと減るのではないか、と思っていた。	適用の時点での手続きについては、現在ますます簡素化が進んでいるが、 手続きが簡単になればなるほど、将来につながる大事な手続きとの意識が 残りにくいのでは、という気がしている。 年金制度への加入という入り口での手続きの時点で、どれだけしっかりと 適用していくか、また周知するか。そしてどう将来に結びつく、といったことを 理解してもらえるか、が重要だと思う。 記録問題については全力で取り組み、すこしで早く解決に結びついていくよう 努力するのはもちろんだが、一方で、将来に向けてこのような問題が発生することのないような適用対策もしっかりすべきだと思う。
964	地方庁	その他(社会保険事務所)	大体はメディア等で報道されたと思います。 強いて言えば、共済関係は共済での記録管理と言うことが知られていないのでは？	お客様から質問があった場合、その(共済管理)旨の説明をさせていただいてます。	消えた年金報道があってからです。 平成元年採用者ですが、先輩からWMの記録は絶対正しいもの(旧姓や名前、生年月日の違いは別として)と教わってきましたので、この事実が分かったときは本当に残念でした。	記録を確認作業の際はあらゆる情報を確認するしかないでしょう。ただこれは全職員が認識しているはずです。 反省はやはりWMのデータ化の際、どのような経過があったかは別として、もっと慎重かつ時間をかけて取り組んでほしかった。 旧台帳と資格画面の収録データがあまりにも違う物を確認したときは本当に悲しいです。
965	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	いったん終了し、年金請求時に資格記録の確認の徹底を図る。	年金請求時に氏名索引により資格記録をキチンと確認していると認識 していた。 ところが、年金定期便で半年以内に年金裁定をされた方が、氏名索引 で容易に確認できる記録が記録漏れになっており、あきれました。	定期便等の処理に努めること。 厚生年金保険については、本人に厚生年金保険被保険者証を交付 しており、本人の責に帰す部分もあると思われるが、すべて役所のせいに なっていることについて、反論してほしかった。
966	地方庁	その他(社会保険事務所)				
967	地方庁	その他(社会保険事務所)	市区町村の国民年金被保険者台帳破棄の件	記録調査による解決は不可能なので該当者一律救済等が考えられる。	記録問題発覚以降から勤めている。おおよそ報道されている内容で認識していた。	粛々と対応した。 反省点については多々あるが、大きな点では以下のとおり。 1. なぜこのような問題が起きたのか国民および職員にきちんと説明すべきであった。 制度的な問題が論じられることなくずさんな管理という一方的な責任追及により国民に対し大きな誤解や不安を与え、また職員に対しモチベーションを大きく下げさせる結果となった。 2. ねんきん特別便の対応において間違いがある場合の業務センターへの回答送付による回答遅延や、再裁定やカセット解除などの事務要員の確保等、後手後手に回ったことが多かった。リスクマネジメントがなされていなかったように思う。 以上
968	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし。	迅速かつ的確に1つ1つの記録を突合し、記録の補正を行い、可能な限り早期に国民の皆様に完了報告が出来るようしっかり取り組んでいくことが使命だと思う。そのためにも、人員の体制確保が非常に重要になってくると思う。	平成19年の春頃。当時は報道でもこの問題は大きく取り上げられていて、国会でもかなり指摘されていた。いつかは起こりえる問題だとは思っていた。	3階構造の組織(本庁→事務局→事務所)が大きな要因で、現場までしっかり伝達が伝わらないというのが要因の1つだと思う。また、年金記録は、裁定請求が申請されて、年金を受給する際に記録を結べばよいという安易な考えが過去にあったと聞くが、それが良くなかったのだと思う。 平成9年1月の基礎年金番号の導入は、記録を統合させるいい機会だったと思うが、この辺りからつながらない(消えた)記録はあったはずで、もう少し早く公表すべき問題だったのではないか
969	地方庁	その他(社会保険事務所)			知ったのは採用され徐々に仕事を覚えていくにつれ知るようになった。年金を裁定請求いただく時にお客様の記憶を頼りに統合をすすめていくことで解決していく問題だと思っていた。特別便が送付され、徐々に手帳記号番号に未収録の氏名生年月日を収録していくことや、カセット未オープン手番の存在を知るようになったことで、当初解決していくだろうと考えていた問題が、実際は無理だと感じるようになった。	電話やご来所いただいたお客様へ、少しでも働いた記憶があるときは、調査の申し出をしていただくようお願いするよう心がけた。反省点はこれまでの社会保険庁の記録管理の仕方全てであると考えている。
970	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		すべてのデータを早急にオンライン収録すべきと考えます。	これだけ多くの過去記録がオンラインデータとして収録されていないことがわかったのは平成19年度に入ってからだと思います。	年金相談にお越しいただいたお客様にお申し出いただいた記録が、オンラインデータとして収録されていないため、年金相談担当職員がいくら氏名索引等行っても該当データがヒットしないはずです。 システム的な問題もありますが、早急にすべてのデータを収録し、年金記録問題の解決向けた
971	地方庁	その他(社会保険事務局)	報道されていることしか存じません。	この記録問題は解決に向けて職員一人一人が日夜、業務に取り組んでいますが、政治の材料にされて、見切り発車的な要素で処理を進めてきた感は現場で働く者からしてみればどうしても否めません。 解決の方策かどうかわかりませんが、まず思うのはマスコミの力は絶大なのでマスコミは国民を煽るような過剰な報道は控えていただき、反対に、国民全体に協力を呼びかけるような報道をしていただければ解決に向けて少しは業務も捗ると思うのですが。	正直、お恥ずかしい話ですが報道されるまではこの記録問題についてはあまり認識はありませんでした。	記録に問題がある方々の気持ちを察しますと非常に心が痛みます。 対応なのかわかりませんが、社保庁という組織の一員である以上、この問題を真摯に受け止め、私個人は微力ですが少しでも多くの方の記録が解決されることを望み、「公務員は国民一人一人の奉仕者である」ことを肝に命じ、まずは何よりもその気持ちを絶やさないようにすることでした。 反省点は昔の職員の仕事に対する姿勢が全てだと思います。それがこの過ちを招いたのですから。 当時は手作業だ何だかんだと言っておりますがそんなのはただの言い訳に過ぎません。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
972	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	お名前、生年月日、住所、勤め先等から記録統合の可能性のある方に対して通知の送付、電話及び訪問等の働きかけ。	宙に浮いた年金記録問題に関しては、平成9年1月当時に統合されなかった手帳記号番号のこととして認識していた。問題を知ったのは平成18年度。	記録の確認に来所されるお客様に対して氏名検索するなどして、未統合の手番があるかどうかを調べた。 問題点としては、基礎年金番号が出来た当時、未統合の手番が発生するおそれがある事に対しての広報が不足していたのではないか。
973	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	専門に対応できる人員を増加させて集中的に処理を行う。 効率的な事務処理方法を確立させる。	・年金の給付額に反映する問題である為もっと早い時期に対応策を考えるべきだったと思う。 ・基礎年金番号導入当時	基礎年金番号を導入した際にもっと判り易い広報を行うべきだったと思う。
974	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	紙原票(台帳)と原簿記録との突合、ねんきん定期便による本人からの記録確認の徹底。	手作業当時、紙原票(台帳)の記録誤りや紙媒体から磁気媒体への変換誤りなどは発生が皆無ではないと認識しておりました。	例えば、国民年金の記録を補正する場合は、保険料の領収書や市町村被保険者名簿など客観的な証拠を必要としていたと思います。 この度の「ねんきん特別便」による全件確認は、本来は基礎年金番号導入時に実施するべきだったと思います。また、大量の不備記録やオンライン化されていない旧台帳記録等があったことに正直驚きました。完璧なデータでないことを念頭に対応すべきであったと思います。 年金問題が発生する前において、社会保険庁からの記録管理方法等の情報提供不足や問題発生時の対応の不備もあります。年金記録の不備は社保だけでなく事業所や被保険者の間違いもあり、年金問題は一方的に社保が悪者であるとの風潮に困惑しましたが、年金業務において当たり前のことを確実に行っていく重要性を改めて認識しました。
975	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	大量に時間をかけてよいのならば、1件1件記録の突合をおこなうことが最終的にきちんとした記録問題の解決へとつながると思います。 しかし、氏名と生年月日しか記載のない記録を個人と特定すること、記録を整備することによる年金受給額の減額、個人都合による統合の拒否等があるため、すべてを解決するのは困難と思われます。	事務所の中で処理すべき最優先課題ということで、ねんきん特別便関係を対応していました。 採用されて約1年後。 年金記録問題がニュースで取り上げられ、お客様が事務所の窓口に殺到した平成19年の夏頃に知りました。	年金記録不備にいたるまでの、経緯及びそれを訂正するための年金に関する知識を深めようとしました。 紙媒体から機械化への移行時の確認ミスが一番大きいものと思われます。 加えて、年金手帳の重要さの周知不足による紛失が多く見受けられること。 紙媒体時の個人を特定するにいたる情報の少なさが現時点で記録問題を解決する上で困難さを深めています。
976	地方庁	その他(社会保険事務局)			最重要課題として組織をあげて取り組むべき問題と認識し、早急な問題解決に向け最優先して取り組んだ。	
977	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	今までどおり、ねんきん特別便等を元に、記録補正を進めるよりほかないと考える。 人手は確かに必要だが、せめて年金について一定以上の知識がある人でないと、増やしても制度の説明から台帳の見方、事務処理次第まで教えるのにかなりの時間がかかり、増員の意味は薄い。	問題の存在を知ったのは、マスコミ報道とほぼ同時期である。 それまでは、まったくオンライン化されていない台帳の存在や、オンライン記録に納付月数の誤りなどの重大な誤りがあることは知らなかった。 知ったときには、国民の方の大事な記録ゆえ、一刻も早い正常化を図らなければならないと思った。	台帳の見直しやオンライン記録の訂正など、確認事項が多岐にわたり、事務量が大量になることが予想されたので、具体的な事務処理方法の構築を待たないと対応できないと思った。 反省点として、といっていいかどうかはわからないが、オンライン化の際、入力内容のチェック体制がしっかりしていなかったのか、オンライン化してから相当年月がたつのに、なぜ現在まで問題が浮上しなかったのか、疑問が残る。
978	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金給付課に在籍していた時に、基礎年金番号に登録されていない記録が多数あることを知りました。	窓口にてお客様とお話しするときには、確認を十分するようにしていた。 反省点は社会保険庁は受身になりすぎていたことだと思います。
979	地方庁	社会保険事務所課長級以上	お知らせする事項は承知していません。	あらゆる戦域、現場の戦員、各界各層の意見、知恵を集めて実態を把握し方策を検討し、早期解決をめざして、国民の皆さんの信頼を得ていかなければなりません。	年金制度をゆるがす重大な問題であると認識しています。いわゆる「5,000万件」の年金記録がおおやけになったころから年金記録問題を認識しました。	誠実に、正確に対応すべきと心がけました。 様々な反省点がある深い問題と認識しています。現時点では、具体的に整理がつかない状況で
980	地方庁	その他(社会保険事務所)	社会保険事務所での処理誤りもあるけれども、事業所側のミスもあったかと思います。 特に、転勤時の喪失日と取得日の相違があると思われます。 また、事業拡大などで、別の事業所として新規適用された場合に前事業所の資格喪失から次の取得年月日が日にちがあいている場合があるようです。 国民年金の取得年月日は実際の手続きの日ではなく、資格取得日となるため、相当さかのぼって資格取得させている場合があります。 そのことの認識が被保険者にないため、すべて社会保険事務所、市役所のせいにされている事があると思います。	昔の記録調査は紙の記録を確認する作業が多いことから、どうしても人手が必要になると思われます。 それも、昔からの法律改正についてや、昔の台帳、当時の事務処理の進め方の知識のある人が携わるべきだと思います。	以前は厚生年金記録については事業所の手続き誤りであると認識していましたし、国民年金については収納は市役所主体でしたので、収納の事実に誤りがあるとは考えませんでした。 ですので、今回年金記録問題が起こったときがはじめて認識したときだと思います。	これまで思っていた認識ではなく、大きく考えを変えないといけなくなりましたので、あらたな気持ちで被保険者の人の立場になって対応しないといけないと思いました。 厚生年金記録については、こちらで処理した後の控えを事業所あてに必ず返送しているはずですので、その控えを事業所で誤りがないか確認されているはず、という認識は改めないとならないと思いました。 また、厚生年金記録画面には国民年金にはある事跡登録する画面がないため、資格を訂正しても誤って再び原票どおりに戻してしまうといった事例があるかと思います。できたら、事跡登録などができるシステムにしてもらえたらと思います。 国民年金は厚生年金と違っていつその処理をしたのか日付が分からないものが現存ファイル内にも存在しています。 できたら、すべての処理がいつどこで行われたのか確認できるシステムになったらと思います。
981	地方庁	その他(社会保険事務所)	無し	国民の信頼を得るほか無いと思いますのでなるべく早く記録漏れを解消し、そのことを公表できる時期がくればよいと思う	氏名索引で手番が判明しても本人がどれだけ覚えているかにより統合されるか否かの基準が統一されていないので不公平が生じると思った。 そのことを本格的に知るようになったのは新聞等で騒がれるようになってから。	年金給付課在籍時は本人の職歴が一致していなければ氏名索引等で判明につとめたが、マイクロ、旧台帳といったところまでは調査を行ったケースは少なかった部分が反省点。
982	地方庁	その他(社会保険事務所)		一人に年金の番号が必ず一つしかないようにするシステムつくり	お客様の権利を損なう重大な問題と認識。記録漏れの報道がでてから	期間の調査、再裁定の迅速な処理。お客様の記録をお預かりしているという意識が少なかったと思います。
983	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。	ここ数年で取り組んできたことを今後も引き続き行い、お客様の協力を得ながら地道に取り組んでいくほかはないと考えています。	私が採用されたときは基礎年金番号が導入された時期でした。年金番号が制度によって付番されること、また一人に複数の番号が存在することについて、当時はそういうものだと思いながら仕事をしていました。将来的には統合作業を行っていけば、最終的には基礎年金番号に統合されることになるため、問題は生じないだろうという認識でした。	当時は、基礎年金番号にできる限り統合するよう事務処理を行っていたと記憶しています。ただ、当時を振り返ると、一人に複数の番号が付いていること自体やはり問題であり、また統合の事務処理も結果として進んでいなかったという事実を真摯に受け止める必要があると考えています。
984	地方庁	その他(社会保険事務所)				
985	地方庁	その他(社会保険事務局)	年金手帳記号番号の重複 被保険者記号番号の重複	職員全員で、一つ一つ丁寧に調査する	問題に直面したのは、平成19年ごろです。 当時は、裁定請求時に確認のうえ、請求されているので、お互い様と 思っていましたが、現在はとんでもない、根深い問題だと認識しています。	社会保険オンラインシステムに収録されてない年金記録があるのを知り、自庁分は紙にもどり、他庁分は照会することとしました。 反省点は、紙→機械化の際、杜撰だったことや、基礎年金番号制度の導入が遅かった事と考えます。
986	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	特別便、定期便等でお寄せいただいた情報を活用して、記録を調査・確認することが、現時点でできる効率的、かつ効果的な解決法と考えます。	氏名の読み方の違いや、生年月日の登録誤り等で未統合の記録が存在するが、裁定時の記録確認の際に、大方解消できるものと認識していました。 今のような大規模な記録問題が存在すると知ったのはテレビ・新聞などの報道で知ったので、平成18年ごろではないかと思います。	窓口で複数の読み方による検索、生年月日も幅を広げて検索するなど、オンラインでの調査を注意深く行うことで見落としの無いようにしようと考えていました。現時点で考えると、オンラインに載っていない記録もあったわけで、そのことを知っていたら対応方法も変わっていたのではと思います。旧台帳の問題などは知らなかったので。
987	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。		長い歴史の中で生じたもの 具体的な時期は定かでない。	できるだけお客様の視点で対応しようと考えた。 特別便の回答に対して速やかに対応できなかったこと。
988	地方庁	社会保険事務所課長級以上			[redacted]	カセット記録の開放。当時すべてのカセット記録を開放していないこと。
989	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現時点で、我々にできることは、お客様よりご回答をいただいていることに対して、速やかに処理を行うことしかないと思います。 しかし、急務であることは十分に理解しているものの、システムやマニュアルが整備される前に、お客様に対し度重なる文書を送付することは、お客様に混乱が生じ、現場での問題につながっております。これ以上の集中的な勧奨は、必ずしも効果があるか疑問が残ります。	採用当初から未統合の手番があることは認識していたので、業務の中で、該当の可能性のある方には、個別に勧奨を行っていました。 ただし、多数の未収録の記録の存在などは、地方ではわからず、これほどの件数があるものとは認識していませんでした。	前述にあるように、おそらく、職員は各々で勧奨を行っていましたが、地方では全体像が把握できないため、今回のように、庁での統一した勧奨をすべきであったと思います。 また、裁定請求の際、金融機関の方が代行される場合、当方より他の履歴の可能性を指摘しても、本人に適切に伝えていただけてなく、金融機関の方の独断で、後日、回答されていたことが今になって判明することも多々あり、受給者については、この点も、一因ととらえています。
990	地方庁	その他(社会保険事務所)				
991	地方庁	その他(社会保険事務所)	・保険者だけではなく、事業主のモラルも欠けていた事実。 ・世間の年金制度の認識の低さ。(厚年加入要件と扶養者との相関について)	・住所・氏名の一致する国年手番の職権統合。 ・厚年事業所の記号を全長済事業所も含めて、再設定。 ・他の社保の検索を容易にするべき。また、健保厚年の職歴審査照会 (020110)はすべて閲覧可能とする。	・過去記録管理がずさんであり、証拠書類の保存が不適当。	・来訪者に対して、その場で納得いただくよう提示できるものは提示し、理解 ただこうとした。 ・台帳・名簿の欠落があり確信を持って記録の有無をお伝えできなかったこ とが反省点です。
992	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	市町村の方が住民により密接にかかわっているため、情報提供をいただくとともに国民年金の担当の方には電話・戸別訪問において協力いただければと思います。 社会保険庁においても、非常勤の方を採用した際に研修等を行い、一人でも多く記録問題の大きな戦力となる方を育成することが大事であると考えます。	年金手帳に国民年金と厚生年金の2つの番号が記入されているのはよく目にしますが、私の認識では統合済のものが多かったと思います。その後平成19年頃、業務管理室に配属となり、国民年金の事務を担当しておりましたが、国民年金の第3号の手続きをいただく際に旧姓の手番が未統合である事例が多々あり、深刻な問題であると認識するようになりました。	事務処理の過程、窓口・電話相談において記録問題のことを常に頭に置き、未統合の手番があれば、ご本人様に記録を確認いただくよう積極的にお願いしました。 反省点としましては、窓口でご本人様と年金記録についてご相談いただく際に、加入記録を見ながら未加入期間についての説明をするべきだったと考えます。現在の法律では20歳から60歳まで基本的には国民年金には必ず加入しているはずであるため、未加入というのはあってはならない話であるため、その部分についてもっと説明をするべきであったと思います。
993	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		不備な記録が多いとは思いましたが、このように多くあるのを知ったのは、報道されてからです。	特別便等で記録の確認や補正のために台帳をみても、紙台帳の字がくずしすぎて読めなかったり、書き間違えが多く対応に困るときもある。 機械化になってからは、入力誤りも、ないとはいえないといえないので、入力のチェックを念入りにする。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
994	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	早急にすべての力セットを開放をすること。 共済記録との記録管理(記録の共有)をスムーズにすること。	社会保険庁の記録管理に問題があることももちろんだが、本人の認識不足がほとんどのケースであり年金の請求時に本人がきちっと申し立てをするべきである。 浮いている記録があることは以前から知っていたが、これだけたくさんの数があるとは思わなかった。	制度の発足当時から基礎年金番号があればよかったと思われるが、制度によって発足の時期も違えば管理も別だったわけで、しかたなかったところもある。機械化にしたとき、あるいは機械を更新するときに記録整備を進めるべきだったと思う。年金支給時にきちっと職歴確認をすることが一番大事だと思う。
995	地方庁	その他(社会保険事務所)			最重要課題と認識してました。 平成19年12月頃です。	積極的に対象者と連絡をとり、場合によっては訪問をしました。 機械管理される前の切り替えがうまくいかなかったことだと、考えます。
996	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	コンピューターソフトを開発し突合作業をすればよいと思う。	古い記録の管理が甘いと思った。発足当時の考え方が甘かったのではないか。平成19年ごろ。	期間調査を慎重かつ、確実の行う。お客さんからの聴き取りを確実に行う。 加入記録のコンピュータ電子化が不完全だったことが問題ではなかったか。
997	地方庁	その他(社会保険事務所)	別にありません。	本人からの申し立て分については、早急に調査を行い、その旨回答をすること。 未判明分については、調査ができるようオンライン上に記録を全て載せるべきである。 できれば、調査に特化した人員の配置をお願いしたい。	平成17年に年金記録問題が報道されるようになり、初めて実態を知ることになった。 現時点では、年金記録問題が通常業務より優先しており、少しでも早く解決しなければならない重点事項であると認識しております。	平日は通常業務に支障がない範囲での支援及び課員の応援を了承しております。また、休日についても、できる範囲内での応援を行っております。 記録の入力等について、確認作業が徹底されておらず、コンプライアンスの意識の低さが原因の一つと考えられるので、その点は反省し二度と繰り返さないようにするべきである。また、年金記録問題を迅速に処理するため、できるだけ早く、専門の人員の配備をお願いします。
998	地方庁	その他(社会保険事務所)	申し訳ありませんが、存じておりません。		一刻も早い解決が必要と認識しています。 関係課に在籍していたことがなく、問題が存在することを知ったのは、報道によるところが大きかったです。	積極的な窓口対応。 過去の記録の状況は不明な点も多く、窓口対応時、大変苦慮した。 反省点としては時間がかかりすぎていた感がある。
999	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	各担当課まかせにするのではなく、事務所全体の問題として捉えることが必要と考えます。 全体の流れを確立させて、確認作業を進めていかなければいけないとおもいます。	マスコミで報道されてから知りましたが、確認作業等については膨大な量になるので、大変な問題だと思いました。	適用課に所属していたので特別便の調査等にも携わりましたが、最初は通常業務等や窓口対応に追われ、なかなか社会保険庁から回送された特別便の調査もままならなかったが、自分なりに精一杯取り組みました。 問題点については多々あると思いますが、制度の周知が第1と思います。 (第3号被保険者制度がはじまって20年以上経過しているにもかかわらず、配偶者が保険料を支払っていると考えている人が今だに大勢います。)
1000	地方庁	社会保険事務所長	ありません。	記録問題解明スケジュールが、前の政権の時に決められましたが、そのスケジュールにより処理を進めていくべきだとは思いますが、大臣が変わられて、紙台帳との突合などは少し処理が早くなったと思われますが、特別便の回答にも限られた職員の中では、現在の状況が精一杯の感もあります。	一部の方の記録が漏れているだけで、小さな問題と思っていました。 はっきりとは覚えていませんが、国民年金と厚生年金の二重加入の関係で、業務センターから補正依頼が事務所に送られてきたときにそのような問題があることは、知っていました。	二重加入の関係では、ご本人に連絡をとり、ご本人の記録かどうかの確認をとり、記録補正をした記憶があります。 年金記録という非常に長い間の記録を管理していくわけですから、紙台帳からのコンピューターへの記録移管をしっかりやっておくべきだったと思います。 基礎年金番号が導入された平成9年当時に徹底した広報をして、基礎年金番号への厚生年金、国民年金番号の統合の呼びかけをすべきだった。 二重加入の記録整備の関係では、当時労働組合が臨時業務として、あまり積極的に処理することをしてこなかったこともあります。
1001	地方庁	その他(社会保険事務所)	偽名で厚生年金に加入していたり、会社都合で架空で厚生年金に加入していたケースがあれば、年金記録統合ができないと思います。	住民基本台帳等の名簿で確認し、一致しない場合は官報等で公示を行い、存在しない場合、事業所調査を行う。 事業所が存在しない場合、一定年齢(人間の最高齢者が現在120歳で遺族年金を考えるとプラスαの期間)まで記録を保存しておき、確認がとれなければ、記録を抹消すればよいと考えています。	年金の担当課に在籍したことがなく、年金記録問題について、詳しくはわかりませんでした。 新聞等の報道がされてから存在を知りました。	報道の仕方が一方的過ぎて、お客様にお話理解していただくようお話すよう努めました。 台帳(原票)とオンラインの記録があまりに違いすぎていると思いました。 基礎年金導入時の対応が国民の皆様に理解されていないと思いました。
1002	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	なし。	記録問題の解決が最優先課題であることは、十分に理解できるし、この際計画的に整理すべきと考えます。 しかしながら、通常業務(本来の適用拡大、収納、事業所調査業務等)に力が行き届いてない現状である。 これら手が行き届いてない(遅れている)業務の弊害が、将来第2の年金問題として勃発するのではないかと危惧します。 記録問題の早期解決は基本としても、個々の対応については、見直しを行い 優先順位をつけるべきと考えます。中身によっては、作業期間の幅を広げることも必要と考えま	年金記録に関して手続きや事務処理、管理については、在籍していた 各部署において、その時々の取扱いに添って処理してきました。 適正な届出についても、将来、各個人の年金に反映される重要な問題として 被保険者者や事業主等へ指導を徹底してきました。 社会保険庁に集められた年金記録で、整理されていないたくさんの記録が あることについては、今回の問題発生時に知ったところです。	各公的年金制度がスタートしてから、現在まで、その年代にそった適正な 取扱いをしてきたとは思います。ただ現時点の処理についてです。 民間が現在の商品に変わる次世代を見越した新たな商品を開発する部門 を設置しているように、5年先。10年先、20年先の記録管理のあり方を検討する記録管理のプロを集めた単門部署を確立することが重要と考えます。
1003	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	特になし	平成14年に事務所の業務3課で期間照会の業務に携わり、基礎年金番号に登録されていない昔の記録がたくさんあることがわかりました。一人ひとりの大切な記録なので、なんとしてでも探し出そうという気持ちでした。	自分の知識を総動員して事業所名の変遷が書いてある名簿などを見てマイクロで記録を探そうと努力しました。事業所名が変わったことで本人の申立記録を探すのを苦労したことを覚えています。 当時、地方の事務所ではその町の歴史を知っている年配の方が非常勤にいて、事業所名が変わったことも知っていてずいぶん記録照会に役立ったと聞いたことがあります。記録照会には若い職員よりそういう人の方がいいと思っていました。
1004	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません	現状でも職員は、多くの残業を行いこの問題に立ち向かっています。 体を壊さないよう頑張りましょう。	平成19年の問題発覚の時です。	平成9年の基礎年金番号導入の時に、もっと整理を行っているべき だったと思います。
1005	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。		わたくし自身は、社会保険庁の原溝がすべてでると信じて仕事をしてきましたが、この年金記録問題によりいわゆる消えた年金があることを認識しました。 過去は、本人の記憶等で必ず復活できるものと思っていたができない記録もあることをしったのは、平成19年前半であります。	年金制度を根本から掘らいだこの問題にたいして、私は自分のできる最大の努力をしてきたと思っています。 [redacted]特別便せ担当として、努力してきました。 その間に、再裁定前に亡くなられた方も多数あり回答等遅くなったことが誠に残念でなりませんでした。 回答が遅くなった理由さまざまですが、本年後半からは記録補正が全事務所で出来る様になったことが、スピードアップとなりました。 基本的なスタンスは、本人の記録を少しでも掘り起こすという姿勢で取り組みました。 現時点の反省点としては、すべての方に同様に取り組めたかというと少々自身がありません。
1006	地方庁	その他(社会保険事務所)	しりません	長く社会保険業務に携わっている人の意見を聞く	年金請求時に本人も記録を確認すべきもので、確認したから年金が受給されていると思っていた。社保のコンピュータと本人との申し出による双方確認で記録が統合していくので問題とは思っていなかった。記録問題は新聞報道の見出しを見て知った。	旧姓を検索すると未統合手番がよくみつかったので、年金請求時もしくは、被保険者の来所時にひとつずつ会社名を思い出してもらい、記録の食い違うものは期間照会をとっていたり氏名索引をおこない記録統合をしていた。 記録問題については年金制度導入時から基礎年金番号を取り入れておけば、未統合手番は今より少なかったと思う。また平成9年以来手番統合のお知らせを本庁から出していたが、もっとみやすく分かりやすいものにする様式にするなどして、年金加入記録について関心をもってもらうようにすればよかったと思う。
1007	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	他にはありません。	年金記録問題は多方面にわたっているので、それぞれに相応しい方法を統一して臨まないと混乱が生じ、ますます不信が大きくなると思う。そのため専門部所などに精通した者を設置して統一感を出していくべきだと思う。	全国的において今までにない重要な問題と認識している。新聞報道等で年金問題が騒がれるようになった時点です。	問題発生当初、事務所窓口対応していましたが、情報がないために苦労しました。事務所独自での統一した対応ができず、窓口休制も後手になって問題が山積してしまい、大量な滞留が発生しました。問題点を整理する部署を設置して、すばやく統一的な対応ができるようにしていく体制を築くことが大切だと感じます。情報を共用しやすい環境づくりをしていくことが、混乱がおきに
1008	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1009	地方庁	社会保険事務所長	特になし。5千万件の記録問題が公表された時に初めて知った。	特別便の未回答者に対して、ねばり強く調査する必要があると思います。 又、080画面と被保険者記録との突合、カセットをすべて開くことが必要。	5千万件の記録問題が公表された時に初めて知った。 年金記録問題は、何年かかっても組織の総力をあげて解決していかないと いけない。このことなくして、国民の信頼は得られない。	事務所としてお客様に丁寧、迅速に対応することを心がけた。 「非常事態」であることを全職員にじかくしてもらうとともに、お客様を待たせない体制を作るため、職員に土日も含め、協力を求めた。 この問題の対応過程でたくさんの職員が退職していったことが心残りだ。
1010	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。			
1011	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	……。	記録問題の発生した平成19年頃に知りました。 はじめは、これほど多くの問題、課題が社保庁に存在しているとは思わず、マスコミ等の表現が大げさすぎるだけだと思っていました。	当時は、どのように行動するか、考える以前に事務所へは多くのお客様であふれ、その対応、また庁からのさまざまな指示、調査依頼等に追われる毎日でした。 お客様を対応する際には、記録問題以前は、基本的には「社会保険の記録は正しい」という意識を持って対応していましたが、記録問題発生以後は、「社会保険の記録は間違っているかもしれない」という考えを持ちつつ、お客様のおっしゃることをすべて受け入れるようにしました。 過去に、私が対応したお客様の中にも、もしかしたら、詳しく調査をしないまま、「記録はありません。」とお帰りいただいた方もあるかもしれません。(記録問題発生以前は、基本的にはWMで氏名索引、事業所索引を行うのみでしたので。) そのような方が、特別便、定期便等で、ご自身の記録をもう一度確認してくださることを願ってい

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1012	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			厚生年金保険の被保険者記録原票には、ふりがなを記載する欄がない。 手書きの漢字でしか名前が記載できない用紙なので、それをオンラインに入力する際に入力者によっていかようにも読めてしまうところに、そもそも問題があったと思う。 しかし、それもまずは手帳の番号については被保険者証も発行し、被保険者個人で将来に渡って管理できるだろうという行政側の認識があったからこそで、まさか将来的に手帳の番号が分からずに氏名索引のみで記録を探していくことになるとは予想できなかったからだと思われる。 その行政側の甘い認識が一番の問題であったと思うが、被保険者の方も当時は年金について今よりも無関心であったと思われるため、お互いの相乗効果で今日の記録問題が起こっていると思っている。 [redacted]	手帳の番号が分からない今となっては、とにかく考えられる読み方すべてで氏名索引の幅を広げて、コンピュータの中をとことん探すしかない。あとは被保険者の方から離歴の申し立てをしていただくことにより、会社の方から索引して探していくしかない。その作業については、被保険者ご本人とも連絡をとる等、より詳しい情報等により記録を探す対応は日々行っている。 ただし、そもそも紙台帳で管理していた時代の産物を、今のコンピューターの中から発掘していくのは技術的にも無理があるし、どんなに時間をかけても見つけられないこともある。とにかく作業がアナログすぎると思う。 なので、今となってはそういう方の為の救済措置(第3者委員会に加えて他にも何か)のほうを考えるほうが、より現実的なのではないかと思う。 とにかく、裁定まで記録を確認しないという従来の方法を改め、今始まっている「ねんきん定期便」等で被保険者ご本人に常に確認していただくシステムをこのまま引き続き将来に渡って完全なものに作りあげていく必要があると思われる。
1013	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	社会保険庁の現在持っているデーターだけでは特定が難しいものもあるので各市区町村のもっている個人情報も確認できるようになるといいと思います。	基礎年金番号導入時の案内がわかりにくかったため、基礎年金番号に統合されず手帳記号番号が宙にういてしまい、基礎年金番号に統合されない手帳記号番号が発生してしまった問題だと認識しています。 基礎年金番号に統合されていない記録があるのは平成14年に採用されてから知っていましたが、年金裁定時に解消していると思っていました。 大量の記録が未統合であると知ったのはマスコミの報道を通じてです。	氏名索引で本人と思われる記録のある人については勤務した記憶がないか窓口等での聞き取りを強化しました。 また、年金特別便での電話・窓口対応に積極的に参加しました。
1014	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	通常業務と平行して行っていくのは無理だと考えます。 記録問題を最優先にという考え方でいくのであれば、通常業務が低下するのは仕方がないことであると思いますので、出来る人材の人員の確保が必要なのだと思います。謝金職員・賃金職員がいくら増えても、管理・指導するだけで仕事が終わっていきますので・・・。	基礎年金番号以前において発生した当然起こりうる未統合手番については、 本来大きな問題ではないと考えております。それよりも、年金受給者で未統合記録があるものだけが大きな問題なのだと認識しております。 本人の記憶にない記録があったり、別管理になっているというのは、本来、最初に払いだされた番号を使用せず新規払出をしているところに問題があると認識しております。これは、社会保険職場の職員だけの問題ではなく、届出を行う事業所や加入しようとしている従業員にも問題があったのだと思います。起こるべくして起こったというものだったと認識しております。	一度払い出された年金手帳は、一人一番号ということをきちんと伝えることが大切であるということを相談時等において徹底しました。現在のようにコンピュータにて記録管理の徹底がされている中では特に問題はないと思っております。
1015	地方庁	その他(社会保険事務所)		解決に期間を設けず、地道な作業を続ける他無いと思います。	基礎年金番号制度ができてから、5年後の平成14年に就職しましたが、 全てを統合するためには、相当な広報が必要ではないかと、働きだして序序に感じるようになりました。本人が申し出なければ、記録の持ち主が分からないシステムが出来上がってしまっていたことと、広報がうまくできていない点に大きな問題があると認識しています。	電話や来訪者に、丁寧に過去記録を聞きだす努力をしてきました。反省点としては、平成9年以前のシステムの組み方にあると思いますが、現時点でできることは現在の地道な作業を続けていくことのみかと思います。
1016	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1017	地方庁	その他(社会保険事務局)	・国民年金第一号被保険者の資格取得処理日がオンラインシステムに記録されない問題 ・国民年金保険料還付請求書の再発行の処理についてオンラインシステムに何も記録されない問題 ・放収事務記録が5年経つと消去される問題 ・1つの基礎年金番号に対して3つ以上の国民年金手帳番号を登録すると、窓口装置から確認することが不可能になる手帳番号が発生する問題	オンラインシステムの改修	主に法やオンラインシステムの設計の不備によるものと認識しています。 それに伴って増大するマンパワーの要求と、その手作業が年金記録に与える影響力の強さが副次的に働き、大きな問題になったものと考えます。 計算機(コンピュータ)等のテクノロジィの発達が必要とされる性能に追いついていなかったことによるもの(非常に大きな被保険者数にも関わらず計算機を使わずに(計算機というものが一般に存在しなかった時代に)処理しようとしたこと)。 システムの設計に関わるプログラミングの技術やプログラミング言語、マンマシンインタフェイスのノウハウ、センサの性能、記憶装置の容量、通信技術などがどれほど向上していても、それをほとんど取り入れることをせず人手に頼り続けた結果であると認識しており、現に社会保険LANの改善提案のなかから表彰されるものにこれを補うツール等が多いことは、この認識を強く支持するものであると考えます。 法の不備についても同様で、特に基礎年金番号については、本来、国民年金法と同時に整備されるべきものであって、明らかに遅く、これも上記と同様にマンパワーを要求し続け、これがつまり年金記録問題であると考えています。	過去を変えることは不可能なので、システムの不備について気づいたことを上司に伝えてきました。 その結果、業務センタなどへ機会があっても、システムの不備については承知しているが改善することはできないとのことであったので、対象となる人の記録画面のハードコピーを箱に入れておいて気づいたときに確認するなど、手作業と職員の記憶による方法で対応することになりました。 この問題については、ずっと以前から、非常に多くの職員が気づいていたものであると思います。 法やシステムの不備に気づいていたけれど変えられなかったこと、変えることのできる立場にあった人たちが変えてこなかったこと、変えるという決断を誰もしてこなかったことが反省点であると考えます。
1018	地方庁	その他(社会保険事務所)	ないです。	丁寧に被保険者等から情報を聞き出して、記録を探す。 特に若い職員は、昔の記録の保管方法、状況を知らないことが多いと思うので、ペーパー等にまとめて誰もが対応できるようにしたら、スピードアップが図れるのではと思う。	3号期間中に本人の知らないところで加入している厚年があり、届出がされていない、統合すると未納となる問題については平成12年頃から思っていた。 ただその時点では、制度的にどうしようもなく、今後発生しないよう説明するしかなかった。	適用関係の書類受付の際は、正確に届けをしてもらう。 窓口でできる限りわかりやすい説明をする。 年金制度ができた頃には、払うときのことをちゃんと考えていなかったと思う。 また本人が年金手帳を会社にきちんと提出するのが当たり前という前提でいるから、会社が変わる都度、何冊もの手帳をもっていたりすると思う。 年金制度が広く知られていなかったのではないかと思う。
1019	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません			
1020	地方庁	その他(社会保険事務局)		今ある届けについて、確実に処理をこなしていく	年金記録問題が取り上げられるようになってから、その問題の存在を知った。	一つ一つの記録に対して、慎重かつ丁寧な処理をする。 反省点としては、記号の二重払い出しなど、以前の処理方法がよくなかったと思う。
1021	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	人手と時間が必要	年に数件、記録の関係でトラブルになるお客様がおられることは認識していましたが、何十万件も再裁定になる規模とは考えていなかった。	問題点の一つとして機械化にする時点で記録整備にもっと時間をかければよかったと思う。機械化のスケジュールありきで進んだことが問題点 機械化以降も問題意識はあったと考えるが結果的に問題の規模からすれば対応した内容は軽すぎた。 記録問題の視点で見ても国年保険料収納を市町から吸い上げたのは失敗 言い訳になるが国民の年金への意識が今とは違うので社会保険庁が様々な郵便物を送ったとしても結局本人が年金の受給に目が向く年齢になるまでは聞いて貰えないと思う 現状として対応のスピードが速すぎる。無理に進めるのはあまりよくないと思う
1022	地方庁	その他(社会保険事務所)			マスコミ等で話題になりはじめたとき。特別便等で具体的にどのような問題があるか直面したとき。	マスコミで消えた年金と言われたため、消えていないのに、消えた消えたと言う人がたくさんいて、その誤解をとこうと努力した。 また、ここで初めて自分の記録を知ったという人がたくさんいたので、その方たちになるべくわかりやすく説明し納得してもらう努力をした。 ただ、特別便を送るのはいいが、実際どのようなケースが考えられるか、それに対する対応等まったく現場任せで、本当に大変であった。 このようなことが起こる前に、もっと国民に自分の記録の確認や、周知を徹底すべきであったと
1023	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません。	国民全員のかたが、自分の記録を自分で定期的に確認できるようにすれば、よいかと思います。	当時の事務処理が、どのように行われていたか知らないので、こんなにも問題が色々とあった事を、平成19年頃から世間と同時期に知りました。	過去の事務処理の間違い等を繰り返さないように、今後は、お客様の立場になって正確・迅速に処理していくように、対応しようとしました。 機械化時における作業を、経験のない短期雇用者に作業させたと聞きましたので、その時のチェック体制が十分でなかったことが反省点かと思います。
1024	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成9年からはじめた基礎年金番号制度の導入により、本人に結びついていない古い番号が大量に残っているという問題。 存在することは、採用されたときから知っています。	個人で何かできるものではないと思うので、特別な考えはなかったです。 受給者に関しては、請求時に本人の記録の確認をできる限り徹底するべきだったとおもいます。
1025	地方庁	その他(社会保険事務所)			・国民の皆様に大変迷惑をかけた大きな問題 ・報道等	お客様を第一に考え、親切丁寧に仕事を行っている。 お客様の視点で物事を考えていたか、ただ目の前の仕事と割り切って、親切な対応をしてこなかったのではと思うことはあり、今後もお客様の目線で仕事をするよう心して行っていく。
1026	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	知識と経験を持った職員が対応できるように配置をしていただきたい。来年1月以降、職員数が大きく減少してしまうため、通常業務、記録対応ともに現状を維持することも困難ではないかと感じています。	年金相談、給付関係の実務に携わったのは、平成17年頃からでしたが、翌年以降、大きく報道されるようになってはじめて知りました。当初は、主に基礎年金番号導入にあたり統合されていない番号が見落とされていることのみと思っていましたが、その後、払出簿、事業所名簿の収録作業などを通じて、根幹となる記録に欠陥があったことを実感しました。	通常業務のほか、記録回復作業や相談対応、特別便の対応により、本来の記録を回復していただくために努めてきました。問題にまったく気がつかなかったことは反省しています。また、問題以前は基礎年金番号に統合されていない番号がみつかっても年金裁定時に統合をすればよいという引継ぎに疑問を持たなかったことも反省しています。
1027	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	正規職員の人材投入。	年金記録問題は、解決しなければならないが全面解決は無理だと思った。また制度創設から時間がかなり経過しているため、解決には相当時間がかかるだろうと思った。 問題の存在はマスコミで騒がれ出してから知った。	他人の記録と混同することのないようにしつつ、なんとか記録に結びつけられないかという思いで、できるだけ忘れていた記憶を引き出せるようにひとりひとり時間をかけて対応した。 高齢の方へいろいろな種類のわかりにくい通知が発送されていて、電話照会等では何の通知が届いたのかなかなか把握が難しく、本人も現場の職員もたいへん混乱されられた。
1028	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	わかりません	わかりません	わかりません

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1029	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	特になし	重要な問題である。 20年前、期間照会の仕事の手伝いをした時。	年金裁定時記録確認主義では、遺族年金短期の場合、遺族が婚姻前の 職歴を知らない、障害年金では意識障害、老齢年金の場合も本人の記憶 が不確か等により確認できないケースが生じる。このようなケースは、家族・友 人にたずねるよう指導し、また充分な氏名検索等おこなった。 早期に全旧台帳記録を収録すべきだった。
1030	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	新たな人員を増やす。作業は、事前に念入りな研修等を行ない、複数の目で確認しながら行なう。	一日も早く解決しなければならない問題。 問題が持ち上がってから知りました。	対応するときは丁寧に分かりやすく対応している。 現時点の問題点は、知識をもった人が少なくなっているのと業務が増大している為、事務処理に通じている人が業センに集められ処理が行なわれているが、それにより社保での通常業務も滞りがちになっている。以前に提出されている書類(再裁定)に遅延しているものがある。
1031	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		紙台帳での管理からオンライン管理へ移行する際、処理誤り等により発生したことが大きな原因と認識しています。平成19年5月に年金記録問題が国会等で取り上げられてから様々な問題があることを知りました。	年金記録問題に不信・不安を感じた方々から多くの問い合わせをいただきました。私は窓口や電話で丁寧に説明するなかで、少しでも不信・不安を払拭するように対応してきました。この問題は紙台帳での管理からオンライン管理へ移行する際の処理チェックの甘さや過去記録の整備の不徹底、お客様からのお申し出を待つという姿勢など記録管理という業務に対しての取り組みが徹底されていなかったことが反省点であると考えます。
1032	地方庁	その他(社会保険事務局)		未だに多くの未統合の記録等存在していることから、限られた人数では処理能力に限界がある為、人員配置を改善(可能であれば年金記録に関する人員を増やす)する。	国民が注目する最重要課題であり、国政及び行政庁に対する信頼失墜に多大な影響のある問題と認識していた。知ったのは平成18年頃である。	国民年金及び厚生年金の年金記録調査業務を行っていた時期があり、窓口・電話対応においては丁寧・わかりやすい説明を行うことを基本とし、具体的な業務では、自庁・他庁照会及び市町村照会を速やかに行い、本人宛の回答書を早期作成できるよう努力をした。また、回答の際には調査漏れが無いよう注意した。 公的年金制度が始まってから現在に至るまでの一連の業務において事務処理誤りや、紙台帳から機械管理への事務処理誤りなど、早期の段階で問題解消してこなかった点。
1033	地方庁	社会保険事務所課長級以上		カセット解除を早急に開くこと。	業務課に配属されたときに(S54)、資格取得届を処理する際に手帳番号をいくつも持っている人がいて将来大変なことになると思った。	資格取得届処理の際に、過去に厚生年金に加入したことが無いか、会社の担当者に確認をとっていた。 基礎年金番号導入の際に、他手番をお持ちの可能性が高い人に、繰り返しお知らせをすべき
1034	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし。	時間はかかると思うが、紙台帳との突合が必要かと思います。 突合の結果、マイナスになるケースもあると思われるので、その場合の対応を 考えたうえで、始めてもらいたい。	年金の番号を複数持っている者が、かなりいるのではないかと言う認識は あったが、年金請求のときに確認するので大丈夫だ思っていた。	ほとんどの職員は、同じような認識だったと思う。 社会保険庁も含め、早い段階で擬重複者等の処理を進めておけば良かった とは思います。
1035	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		オンラインの記録が正しいという前提に基づいていたため、記録が間違っているという認識は無かった。 基礎年金番号が導入されたが、お客様がが手続きをしていなければ、基礎番に統合されていない番号が有るのはわかっていたが、お客様が手帳を持っていたり、オンライン照会で記録は見つかるものと思っていた。 平成19年6月ころメディア報道されて大きな問題ということを知りました。	報道後すぐに、窓口にお客様が多く訪れ、窓口・電話で日中のほとんどはお客様対応し、その後の特別便発送後においてのお客様の対応では納得いただくよう説明をしました。 反省点としては、基礎年金番号導入時に全て基礎番に結びつけるため、本人への照会が十分でなかったのではないか。 特別便送付前にオンラインと名簿の突合せを終えてからのほうが良かったのではと思います。
1036	地方庁	その他(社会保険事務局)		こつこつと記録を確認し突合作業をするしかないと思う。	すっと事務局だったので詳細は知らなかった。知り始めたのは江角の仲くらいから	地道に作業するのが良いと思う。
1037	地方庁	その他(社会保険事務所)		<人材育成> 長い年月を経て現在の制度になっています。窓口業務、期間調査、再裁定業務においてその時代に応じて制度を理解・解釈できる知識の向上が必要。 (例年金制度や事務処理の歴史をまとめたテキスト配ったり、講習会などを開催する。) <予算の確保(インフラ整備と人員の確保)> 新しいオンラインシステムを早急に開発する。 記録関係の業務ばかりをするセクションを作る。現在は誰にいつ何を送り、どのような状態になっているのかを確認する術がない。 <広報と周知> 相談や問い合わせについては勘違いや間違った情報をそのまま聞いてくるケースも非常に多い。その時代における正しい制度を広報し、本当に調査を要する人なのか、救済すべき人なのか、はっきりした指標を示す。 <抜本的な制度> 現在の制度では、転居や就職などをすべて把握することは不可能。住基や税情報などを含めた、個人データを管理する統一的な制度を構築する。	記録問題は全く認識はありませんでした。	膨大なデータを扱うことに楽観視したことと、問題が発生した時に対処することを怠ったこと。
1038	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	国民の皆様一人一人にご自身の記録について確認をしていただき、時間をかけて記録の訂正に努めるより他に解決の方策はないように思われます。	この組織の存続を揺るがす大問題であると認識していました。採用から日が浅いこともあり、マスコミ等の報道によって問題を知りました。	特別便・定期便など、通常業務以上に優先して取り組んできました。反省点としては、一斉に通知等を発送して、窓口の待ち時間増加など、事務所の業務が混乱してお客様にも迷惑をかけてしまったことだと思われます。
1039	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題が取りざたされた頃に長期の病気休暇中だったため、報道を通じて知った。 初めて知ったのは、平成20年初めぐらいだったと思う。 平成21年5月より復帰し、詳しく対応を見るにつけ、一つひとつが深い話のものが多く、何人かだけではとても調査しきれない大きな問題だと感じている。	自分の対応では、まず所内部での状況を把握し、取り次ぐ際も不手際のないようにしている。 問題の原因とは、長いスパンで起こりうる事象を想像できなかったために発生したもの、内部での管理や各自の認識の甘さによるものがあると思う。 ある処理をすることによって、短期的だけでなく、長期的にどのようなことが起こるか、忙しさにつぶされずに各自が認識する必要があるのではないだろうか。 原因・問題点、そして具体的な改善策(他事務所等で発生したことならば、自分たちの事務所ならばどうするか)を事務所・担当課ではっきりと認識するべきであろう。 こんな事故があった、各自気を付ける様に…というような伝達しかなされないならば、実際に処理等行っている現場対応者の方では問題の形自体があいまいなものとしか把握されない(し、現にそれに近いことを感じることがある)。 また、記録問題が発生するにあたり、システム上(警告がわかりやすく出る、入力や表示を見易くする、など)での改善が素早くなされれば、未来へ向けての事故も未然の防止が期待できると思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1040	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	なし	平成17年頃に世間で話題になり、知った。 自分のまわりで、そのようなことが無かったので、驚いた。 そのような事実がある以上、国民の皆様に大変迷惑な事だと感じた。	今後、年金問題の解決に向け、懸命に信頼の回復に努めた。 年金記録の管理がきっちりとされていなかったのが、一番の反省点と 考えられる。
1041	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	中央での一定の判断基準を確立し、第三者委員会のあっせんを受ける件数を大幅に削減する方向がのぞましいものの、納付者から見て不公平感をもたれないようにするのも重要なことだと思います。また、あっせん率を重要視するがあまり、間違ったあっせんをすることは国民に対する重大な裏切りにつながります。なぜあっせん率を重要視するのか疑問です。	大騒ぎになってはじめて、長年の業務システムに欠陥があったことを痛感しました。	いまでもいい加減な仕事はしてこなかったと思っていますが、業務の進め方として、請求時にご本人の確認を得ているから間違いはない、としていたことが問題だったわけで、オンラインコンピュータのデータそのものを疑うことをしなかったのもいま考えてみれば誤りだったと思います。
1042	地方庁	その他(社会保険事務所)				老齢年金請求時に本人に勤務先等について確認しているのでこのように件数が多いとは思わなかった。また、勤務期間が短い場合には請求時になかなか思い出せないことがあるようだ。現在は詳しく思い出すよう聴取している。
1043	地方庁	その他(社会保険事務所)		とにかくWMの記録を完璧に近いものにする。	WMに収録されている記録が完璧でないことは、手帳番号を複数持っている人は記録が漏れる可能性が高いと危惧していました。 そのことに気づいたのは平成2年に年金給付課に所属するようになってからです。年金請求の相談の際に、本人が申し立てない職歴は氏名索引をして確認していましたが、思いもよらない読み仮名に驚くこともありましたし、カセットに入っていると安易に見つけることができないため、該当する記録なしと判断したこともあったと思われます。カセットに入っていると、WMではどんな方法でも記録にたどり着くことはできないのですから。	未加入期間については、念を入れて本人へ職歴の確認をし、申し立てに基づき、WMを鵜呑みにせずに名簿等で確認するようにしていました。地方庁の一職員ができるのはそれぐらいです。 他の職員もうすうすそのことに気づいていた様子で私と同じ取り扱いをしていましたが、相談員等はWMが完璧でないなど思いもよらないようでした。そのためWMが完璧でないことを伝えてもなかなか信じてもらえませんでした。 WMが導入された時期に記録の登録状況を地方庁へ詳しく情報として流すべきであったと思います。そうであれば窓口での対応も違ってきていたと思います。 それから、どのような判断からそうしたのかあるいはそうなったのか、私にはわかりませんがあまりにも記録登録が省略されすぎています。例えば、現在受給中にもかかわらず被保険者記録から戦時加算が除かれていたり、交渉法で裁定されているケースで厚年、船保記録のどちらかの被保険者記録が手番で残されていたり、地方庁ではわけがわかりません。除かれたまま遺族の裁定がされているものも多いと思います。登録されていたものがなぜ除かれてしまうのか。その説明もないまま、記録登録は地方庁でと言われて本来ならしなくてよかったことがたくさんあると思います。完全に記録収録に対する判断ミスです。 「080」による全国のマイクロに入っている紙台帳の照会など、今できることがこれまでにできなかったということが理解できません(これも完璧ではありませんが)。未だにカセットに入ったままの手番を見ると手を付けられていないことに腹立たしさ覚えます。
1044	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません	今後予定されている紙台帳との突合や基金記録との照合などを進めていくことではないでしょうか	年金記録問題として表面化するまでは、当然正しい記録の管理や年金の支払いがされているものと思っておりました。19年の氏名漏れ者の記録補正作業に携わったことにより、初めてこの問題を認識した次第です。	一件でも誤った記録が正しい記録に補正されるよう、その補正作業等に従事しました。個人的な反省点としてよりも、オンライン化される前の記録の進達等についてその方法などに問題があったものと思われます。
1045	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎番号導入時や裁定時に統合ならなかった記録が、それほどたくさんあったのであれば、できるだけ早くまた正確に整理しなければならない。…。平成19年頃。	ひとりひとりのお客様に対し、誠心誠意対応させていただき、ひとつでも多くの記録をご本人のもとへもどすことができるように努力させていただいた。事務所にお出でのお客様のお車が駐車場に入りきれず、お客様の判断でやむなく路上駐車されたところ、警察から指導を受けたとか、近くのスーパーに駐車された等の情報を受けたり、狭い事務所内で長時間お待たせせざるを得ず、中には体調を崩された方もおられたと聴くにつけ申し訳ないばかりであった。もし、コールセンターの回線や質の高いオペレーターの人員を増やして対応した場合に、果たして、事務所での過密度やその後の整理に違いはでたものかと想像する。
1046	地方庁	社会保険事務所長		現在残された未確認記録については、引き続き本人等の申し出等による確認に取り組む。 記録にない本人等の申し出については、保険料方式による制度設計に配慮しつつ、一定の判断基準のもと申し出による認定をすることも可と思われるが、現場にいつもつきまとうことは、国民からの知らされていないという申し出である。「申し出された方は認められ、知らなかったものはそのままとなる。」一方、申し出によらず「一定基準による全ての該当者を機械的に認める。」国民から公平平等性が求められる。	年金裁定請求時等における過去記録の確認作業を業務として担当していた当時に、請求者本人の記憶の曖昧さ、記録の正確さ(当時の事業所等の届出内容の正確さ・当庁記録内容の正確さ)、自庁・他庁における確認作業の確実性等に当時問題意識があった。 また、事業所調査を業務として担当した当時、調査結果における事業所届出内容の誤り等による記録の相違及び保険料の誤った給与からの控除等があった。毎年会計検査院による報告からもうかがわれる。	記録の確実な確認及び適正な事業所調査を心がけたが、全ての事業所調査の難しさ、イレギラーではあるが事業所における二重帳簿の可能性等限界はあると思われる。この方式が続く限り完全な記録の確保は並大抵のものではないと思われる。しかしながら我々は日々努力するのみである。
1047	地方庁	その他(社会保険事務局)	世間一般に知られていること以外には認識が無い。	職員一丸となり問題に取り組む。	社会保険庁の抱える問題の中でも解決すべき最重要課題と認識している。マスコミによる大々的な報道があった頃。	事窓口対応等を通じて、一件でも多く解決しようと努めた。制度変更等にともなう事務処理体制の対応が遅れた点。
1048	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1049	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にはありません。	社会保険庁及び市町村が所有する年金の記録を再度確認する。	平成18年ごろ。本人の勘違いによるものと認識していた。	紙媒体からオンラインに変更したときに紙媒体に収録されていたすべての情報をオンラインに移行する必要があったにもかかわらずしていなかったこと。 オンラインに収録が終了した記録の紙媒体について控え等を取らずに破棄したこと。
1050	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1051	地方庁	社会保険事務所課長級以上	他には無いと思う。	厚生年金・船員保険旧台帳のオンライン収録。各県の事業所記号番号簿及び年金番号払出簿がオンラインで閲覧検索が出来、速やかに調査が出来るようにして欲しい。名寄せ検索の幅を広げて完全一致以外でも抽出できるようにする。	平成3~4年ごろ期間調査担当になった時にオンラインに収録されていない記録が存在することを知った。申請主義の年金請求方式においては本人が忘れてしまった期間や加入していないと思っている期間が大分存在しているなと思っていた。この方式のままであれば未請求になってしまった加入記録が増えるだけなのでいずれ大きな問題になると思っていた。	年金請求時において未請求の期間が極力発生しないよう請求者の職歴を詳しく聞きだし幅広く検索等をおこない請求漏れ期間が発生ないように努めている。年金加入記録がオンライン化したときに厚生年金・船員保険旧台帳もオンライン化すべきであった。又、平成9年の基礎年金番号付番時に本人が所持している手帳番号を基礎年金番号に統合していく作業を強く進めるべき
1052	地方庁	社会保険事務所課長級以上			お客様に申し訳ない問題と認識していました。 平成4年頃、マイクロフィルムには残っている記録がWMに収録されていないのを始めて発見しました。これほど大量とは思いもしませんでしたが・・・	記録があろうがなかろうが、せめてお客様に納得いただけるような調査や説明をを行いました。お客様の記録を開示する機会が少なかった。お客様は年金手帳を大切に保管して頂けないとの認識がなかった。時代の変化に上手く対応出来なかった。
1053	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	なし。	戦中戦後からの記録を問われているが、100%の解決は不可能であると思う。一定の基準を設けて救済するべきと思うが、現場の経験者としては性善説に立つべきないと考える。モラルハザードが強く懸念される。	年金記録の管理については、不明分が6000万件もあるとは平成19年の問題発覚の時点で知った。 昭和45年入庁当時から仕事はこういうものだと疑いもなかった。年金記録は重要なものとして認識して仕事を行ってきたが、結果として総大な不明分があるのに気いた。今となって思うと、年金記録の管理について甘さがあったのは否めない。	年金記録管理のコストの問題、住所管理がされていなかった制度の問題、年金手帳記号番号の重複の問題、ミスは当然発生する事を前提とした事務処理誤り防止対策等、いろいろ原因はあると思うが、年金記録が将来懸念される問題として、早くから庁が強く認識してそれなりの手を打つべきであった。 しかし、これは結果論であって、地方としてはその時代のやり方の中で、サービス残業も厭わずやってきたし、一般で言われるようないい加減な仕事をしていたとは思っていない。ただ、これだけの問題が発生するのが予測できていたら、もう少し仕事の仕方が変わっていたかもしれない。年金記録問題を過去の清算だけに捉われていると、別の問題が発生すると思う。年金制度の運用のあり方、適用の問題、保険料の徴収の問題等、現実に即した対応を検討していかないと、年金制度の公正さが保たれなくなる恐れがある。事業主や被保険者の権利も大事だが、義務の
1054	地方庁	社会保険事務所課長級以上		単に人数、予算だけを使うのではなく、ある程度の時間をかけて取り組むことも大切なのでは。	社会保険庁の最重要課題として早期解決しないものと思っている。 今回の年金問題が発生したとき。	早期解決は必要と考えられるが、記録の整理は時間をかけて慎重におこなっていかないと、別人への登録、収録もれ等、再度、新たな問題がでてくるのではないか。
1055	地方庁	その他(社会保険事務所)	ないと思われる。	地道に紙台帳とオンライン記録を突合するしかないと思われる。	大変な事が起こったと思った。 新聞等のマスメディアで色々と報道されるようになってから。	年金相談業務に就いたことがなかったので、詳細については答えようがないが、資格照会業務を行った時は、より慎重に調査し回答するように心がけた。 時間がかかるので不可能とは思われるが、もう1度紙台帳と機械記録を突合した方がより良い解決策になるのではと思った。しかし通常業務に穴をあける訳にはいかないので困難だと思われる。また昭和20年代などの個人記録が9000000で入っている事が多いので、そこは名簿の記号番号を、今からでいいから入れるべきだと思う。
1056	地方庁	その他(社会保険事務所)	既出のもの以外に特に思いあたるものはありません。	専門的知識をつけた職員によるマンパワーを投入すること。 制度や組織体系、業務システムの改善。	制度上の不備、セクショナリズム、職員の意識の欠如等により起きた問題。 初めて事務所に配属された18年4月頃。	窓口対応の職員として、また国民年金の調査を行うものとして、正確に実態を把握し、未納問題や未統合記録の問題が少しでも解決するように試みました。 反省点としては、一人も残さず問題を解決するという目標はいいのですが、どうやって解決していくかという社会保険庁という一つの組織としての長期的展望がないという点です。
1057	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	年金制度発足当時、任意加入だったり、事業所自体の新規適用月日と本人の勤務した期間のずれによる見込み相違が多く見られます。 国民が年金記録問題に興味をもっている機会に、年金制度の冊子や具体的な請求方法等のマニュアル本、年金Q&Aなどを図書館や公共施設に置いて、若い人にも広く興味をもってもらい、受給者側から分かりやすい制度にしてゆけたらと思います。	昨年10月から任期付職員として採用になり、年金記録問題は最近身近に認識しました。	過去の年金番号が一人に一つでないことから、かなりな混乱が発生していると思います。 基礎年金番号が統一された現在、生年月日や氏名相違による記録相違が出ないよう、随時ご本人とのコンタクトをとり確認してゆく事も必要なのかも知れない。
1058	地方庁	その他(社会保険事務所)		速やかに受給者、加入者の記録を確認し、受給者で未払い分は速やかに支払いをすることで、国民の信頼を回復すること。	採用後、勤務年数が浅いので、新聞等で報道されるまでは知りませんでしたし、問題意識も浅かったと感じます。 今は、今までの大切な保険料に対しての職員の勤務姿勢が甘かったものととらえています。	勤務年数が浅いため今までのことはあまりわかりませんが、今後はこれまでの国民の年金徴収、支給に携わるものとしてふさわしい仕事をするため、日々努力し、国民の大切な保険料を管理する立場として、間違いのない事務処理をし、わかりやすい窓口対応やお客様の立場に立った速やかな事務処理対応が求められていると思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1059	地方庁	その他(社会保険事務所)		台帳、原票のオンライン照会(080届書)の完備及び、管理徹底し、事務処理時間の縮減(オンラインのレスポンスタイム短縮等)を図る。また、台帳で読み取りできない氏名が、コンピューターに反映されているか確認する。	カセット記録の存在が問題。紙台帳からコンピューターに移す時に判りづらいもの等を徹底解明せずに後回しにした事が原因(十分な引継ぎもせず)に若い職員(社会保険業務センター)に負担を押し付ける)また、平成9年1月1日基礎年金番号導入する時にもっとPRすべきであった。TVCMを使って広く国民に知らせれば、未統合記録も5000万件ではなく、その1/10(10%)ほどに減っていたと思う。当時の山口長官も引継ぎを完全に行っていなかったと思う。 当時の長官はほぼ毎年交代する。そこにすべての原因が見え隠れする。	紙台帳からコンピューターに移す時に、委託業者の質が問われる。指名入札はどのような基準で選んだか？ただ安く上げようとすると質の低下は必至。入力誤りは数知れず。ただ、その後も業務センターでカセット記録の解明進めようとしなっかたのは、人員不足が原因である。度重なる制度改正でシステムの高度化、事務の煩雑化が人員不足に拍車を掛けたと思われる。長官も力セット記録、未統合記録についてうまく引き継ぎをなされなかったとは目に浮かぶように伝わってくる。 私たち地方庁で働く人たちの意見も組み入れようとしなかったのは、予算が少なかった為ではないでしょうか。人員不足も予算、レトロなコンピューターシステムも予算。無駄なハコモノや独立行
1060	地方庁	その他(社会保険事務局)	・特になし	・過去の記録については、時間をかけて正確に調査をしていくことが一番大切であると考える。	・適用課等において資格照会業務を担当したことから、基本的に事業所からの届出制のため、事業主の届出誤りや未提出等があることや紙台帳の記録をデータ化する際の入力誤り等があることから、データ上では100%の確実性がないことを実感している。	・なるべくデータ化される前の紙台帳を確認して回答していた。 ・大騒ぎになる前は、国は公的年金制度を軽く見ていた節がある。他の行政(出先機関)に比べて、社会保険事務所の格が低く、社会保険庁内での一番の問題点は本庁の現場を知らない人間が、業務の取扱いを決めていたことである。
1061	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				
1062	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	全力で調査するのみ	社会保険全体の信用に欠ける問題。知ったのはマスコミ報道より。	対応:真摯な対応を信頼得るまで行う。反省点:特になし(現状の打開が優先)
1063	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1064	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1065	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	現在の取り組み以外に思い浮かびません。	年金記録については、同一の姓名・生年月日の者が存在し他人の記録を奪ってしまう事故防止の観点から、自己の申告にて会社名をいい当て記録を取り込むことを性善説に基づき事務処理しているものと考えてきた。問題に気づいたのは、採用後(昭和62年4月)1年後頃。	(8)の回答の考え方に拠るぎが無かったので、情報守秘主義で対応してきた。現在の年金記録問題を通じてあまりにも多くの方が不利益をこうむっていることに気づき考え方(先達からの教え)は変わっている。
1066	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	従業員の期間であれば、照会対象の事業所が厚生年金の適用であるなしにかかわらず期間の申請が提出され確認が行なわれている。検索審査を行なうマンパワーを補充すべきである。 時効特例法が出来たが、検索審査の受け入れ体制が整わないままスタートし、すでに業務を積み残して機構へ業務の移行がなされようとしている。標準報酬を表示した定期便の年金相談体制はまったく持って充分とは思えない。今からでもある一定の時効は必要ではないか。	テレビや新聞報道が出てから。	無期限の時効特例法を実施し、死亡者の申請も可能としたことが反省点。
1067	地方庁	社会保険事務所長		特別便及び定期便を送付した お客様からのご相談やお申し出に対し、懇切丁寧に対応し、記録の確認作業を早期に行うことが、お客様からの信頼回復の手だてであることを全職員が認識して対抗することであると考えます。	年金手番を多数持っている人がいることは認識していたが、年金の裁定請求時に職歴や加入歴を充分聞き取り、本人に記録の確認をいただいた上で統合処理をし、年金裁定を行うこととしていたので記録の漏れは防げると認識していた。(例外として裁定請求書が職歴の一部を忘れていた場合に漏れが発生することはある。後日申し出があれば調査の上再裁定処理を行っていた。) したがって、お客様から職歴等の申立てがあり調査を十分すれば、年金記録の漏れは起こりえないと認識していた。 5000万件の問題が指摘され、これまでの年金裁定時の記録調査が不十分であったことを認識した。	基礎年金番号通知を送付したときに、他の手番等を持っている人の調査を充分やるべきであったと考える。 また、裁定請求時にお客様からの申し出を待って対応するのではなく、定期便のような通知を早期に行い記録漏れの確認をするべきであったと考える。
1068	地方庁	その他(社会保険事務所)		専門的な知識を必要とし、膨大な量のデータを処理するので、大量の人力を投入して、組織的かつ系統だって解決していくべきだと思う。早期化解決には、現状では人が足りないと思う。	年金特別便が発行されるようになってから知った。 膨大な量のデータを扱っているので、大変なことが起こると思った。また、どれだけの仕事が増えるのか心配になった。	一つ一つ丁寧に調べあげて、できるだけ早く正しい記録に基づいた年金が受け取れるようになるよう努力しようと思った。 昔の危機感の甘さによる、チェック機能の不備からこの問題が起こっているので、今後はしっかりと自覚を持って、責任ある仕事をしていきたい。
1069	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	いくら照会文書を送付しても返事がいただけないことが多い。周知しかないと思う。	基礎番号に統合されていない、手番があるという事。順次年金請求時に統合していけばよいと考えていた。	平成9年基礎年金番号導入当時の統合処理の方法。送付された返信用回答はがきはどのように処理したのでしょうか？
1070	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	年金事務所ですべての対応を行うことは、人員上むずかしいと思われます。 各県において、できる限り集約して行うことが必要であると思われる。 また、政治判断で一定の方向性を示して、事務の簡略化を行ってほしい。	事務所の管理職であったので、苦情が毎日のようにあり、大変なことになったと認識していた。解決するにあたり、どのくらいの期間がかかるのかと思った。 年金記録問題についてですが、厚生年金の2重払出しが(基礎年金番号となったとき)たくさんあり、統合する被保険者が少なく、将来、年金裁定時に忙しくなるだろうと思っていた。 また、国民年金の収納が国となったとき、市役所の職員から市でもなかなか収納できないことを(いろんな情報をもっている)、国で収納できるのかという意見はほとんどの市町村の職員から聞いていたので、将来たいへんなこと(収納率の低下)になるだろうと思っていた。	期間照会事務など自分の立場でできる業務は積極的に手伝っていた。 第三者委員会の担当になってからは、申立事案については、滞留することなく事務を行っていた。
1071	地方庁	その他(社会保険事務局)			社会保険庁の記録保管誤り 平成19年頃	
1072	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	まずは、早急に特別便を処理することだと思います。	給付課・相談室にいなかったので知りませんでした。問題の存在を知ったのは、手番に払出簿から名前つけをしたときです。	本庁の指示通り対応しました。業務センターからフォローアップ・旧台帳の処理 再裁定の処理についてソフトの配布がなく最初は手作業で行いました。その後は独自にソフトを作成し事務局で集中して処理し現在に至っています。事業運営自体が棟られておらず現場・受給者に混乱をもたらしたと思います。
1073	地方庁	社会保険事務所課長級以上		早急に台帳記録との統合を図ることが必要、	過去に、適用担当課に在籍していたときには、資格取得時に厚年番号の記載のないときは事業所に電話等にて確認を行なっており、重複の防止を図っていた。 また、基礎番号になり国民年金との統合が必要であったが、ここまでされていなかったことを気づかされ、加入者や受給者に大変なご迷惑をかけた。 これにより、少しでも早く納得できるよう対応した。 統合については、基礎番ができて以降、進めていると考えていたが、問題が出て進んでいなかったことを気づかされた。	記録の統合を進める事や、期間照会等において十分納得できるよう心がけ対応したが、見つからないもの等が多々有り、お客様の立場に立つとやりきれない部分もある。 20歳以上の取得者の場合、安易に新規払出等ができないようにならなかったか。
1074	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	とにかく目の前につみあがった再裁定やフォローアップを地道にすすめるしかない。	機械化されていなかった部分があるにしても、基礎年金番号化した時にもっと統合を徹底的にやっていればよかったのでは。申請主義にまかせたいろいろな結果がつみあがってこんな問題になってしまったのでは。 平成16年に就職した時、保養施設の問題がでて、その後ずっと国民年金課だったので問題がとりだたされるたびに知った。	現状でわかる範囲でわかりやすい説明をつとめた。 反省点:回答できる体制ができていない。時間がかかりすぎ。人数が足りない。調査方法の知識が所属課によりばらつきがある。共済との連携がすすんでいない。
1075	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	事務所等で記録の統合を行っても再計算等の処理が遅れており、反映されるのに時間がかかっているので、少しでも早くなるように処理を行う人を増やしたり等して欲しいと思います。	知ったのは、テレビのニュースです。 お客様の年金の記録がもれており、すべての年金記録が1つになっていないことは、本当にあってはならないことだと思った。	反映するのに時間がかかってしまったりと、お客様に迷惑がかかっているので、丁寧にお答えして申し訳ない気持もで対応させていただいております。 制度を始めるときに、問題点が無いかなど色々なことを考え想定して始めるべきである。 一度に国民の皆様に特別便など送らせていただいたことで、処理するものが多くなったりしたので、区画等で分けたりすべきである。
1076	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成18年夏	
1077	地方庁	その他(社会保険事務所)		もっと昔の年金の状態を知っている人を集めて年金機構とは別に機関を作るほうがもっと処理は、早く済むし職場の混乱もふせげるのでは。	昔から少しですが転居のため納付が漏れていることの事例は、ありました。 コンピューター処理になるまでは、多少仕方ないことかとまさかこのような大きな事態になるとは思いませんでした。	事務所及び各市町協力連携を求める。
1078	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員が被保険者の立場に立って記録の調査を行う。	平成19年ごろ。報道が盛んにされるようになってから。	お客様の意見に耳を傾け、一人でも多くの人の記録が判明するよう 対応してきた。 反省点は、調査に時間がかかってしまう点。
1079	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません。	本人からの聴取しかないのではないでしょうか。そうすると市町村からの協力が必要となります。	未統合の記号・番号(厚年・国年とも)を複数所持されてる被保険者の方が、相当数おられるのは当然のことと思っていました。又、このことについては年金の裁定請求の際に詳しく聴取・調査を行うことにより、結果、統合処理されれば問題はないと思っていました。 年金記録問題として認識したのは、未統合の記録が5．000万件存在するということ、そして、記録の不備、不適正な事務処理が問題となったことにより認識しました。	解決のための取組みに積極的に対応しました。(国年マイクロの照合作業) 過去における記録管理の状況、いわゆる手作業による記録の管理、紙台帳による管理体制の下であったといえ、安易に事務処理をしてきたのではないか、大変大事な仕事であると考えていたか、この様なことが不適正な事務処理となったのではないでしょうか。(職員行動規範―公平・公正、業務執行ルールの厳守)
1080	地方庁	その他(社会保険事務所)	判明記録を統合すれば、減額になる方が多数おられます。	丁寧な説明を行い、ご理解いただいた上で統合を行う。	組織としての問題。19年4月頃。	信頼回復のため、誠真誠意取り組むほか無いと思いました。 自身の反省点としては、大量の書類、お客様を早くさばくことを優先したため、丁寧な対応が出来ず、かえって書類の返戻や事後説明に時間を取る結果となってしまいました。
1081	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録の管理という点で、過去のデータ管理の不十分さが積み重なって現在の状況に至っており、整備を丁寧に正確に行っていくことが重要だと思います。 その上で、より作業を効率化するハード面の改善や、人の配置など、変更すべき点はしながら、進めていくことになると思います。	厚生年金の期間調査を担当したときに、マイクロや台帳などを見る中で、資料としての不足を感じ、年金記録の管理の不十分さを実感しました。	被保険者記録の機械管理化、基礎年金番号の付番などを経て、現在に至っていますが、それ以前はかなり、混沌としていたと思われます。 自分としての対応は、特別便の受付分について、1件1件調査、整備、回答するということしかできませんでした。 年金記録管理の不十分さについては、時代背景(ハード面の遅れ・戦争や天災による記録の消失等)などもあり、職員の反省点として的確にあげるのは難しく感じますが、職員としては日常のひとつひとつの業務を正確に親切に迅速に行っていくことが必要だと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1082	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思い当たるところはありません。	今行われている作業を、単純に人数をかけられればと考えます。 ただし、社会保険事務所経験者を増やさなければ意味があまりないのでは、と考えます。 最優先すべき事業である以上、少しでも抑えられる事業があれば、記録問題に。	年金記録を扱う役所である以上、正しい記録管理を行わなければいけないと考え、そ正しい記録管理ができていなかった問題と認識していました。 正しい年金記録管理は、もちろん社会保険庁の仕事です。ただ、市区町村役場や事業所の協力がなければ難しことも事実だったと認識しています。 また、技術の発達による、ある程度の最新システム導入も必要だったと考えました。 自分が採用された平成4年には、すでに機械管理されていたため、年金手帳番号を複数の所持はあっても、今回の問題が存在することは知っていませんでした。	お客様の大切な年金記録が、正確でないことは重大な問題であり、年金記録を管理する以上、あってはならないことと考え；自分が対応させていただいたすべてのお客様に、誠心誠意対応してます。 基礎年金番号が導入された平成9年より、いまの特別便のような対応をしていればよかったのでは、と考えます。
1083	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号導入後、手番登録の積極的広報が足りない。	お客様からの照会時には基礎年金番号に登録を促す。 旧台帳のオンライン未登録。
1084	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	国民が納得できる形で終了できればいいと思う。統合などのミスをしないよう幾重にもチェックする体制が必要だと思う。	新聞報道で初めて知りました。あまりに昔からの膨大な数なので完全な解決は困難と思いました。	1件1件地道に丁寧に本人確認して統合していくしかないと思いました。ミスの上にミスを重ねることは社会保険の信頼を損なうため、チェック体制の必要性を感じました。
1085	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	早急に解決することは当然のことだが、更なる事務処理誤りのないようチェック体制を強化し、知識のある(元)職員等を登用する。	長い間、総務系の担当であったため、特に問題として認識していたことはなかったと思う。新聞等の報道により認識した。	問題が発覚するまでは、特に対応することはなかった。ねんきん特別便が発行されたあとは、窓口等で対応した。紙台帳からの機械化の際のチェック体制等に問題があり、その後も放置してきたことが反省点と思われる。
1086	地方庁	その他(社会保険事務所)		北欧に多く存在する福祉国家をモデルにした、年金ではなく、公助的な保証が必要だと思う。 年金は、経済が好調な時に、投資を行い、その見返りが高確率で利益が出ると判断される状態を前提に運営されていた。 しかし、現在の経済はどうしようもないほど悪い。 つまり、年金は社会の変化に応じることができなくなっているのではないか？ 政治の原点である、富める者がその反対の者を助ける社会体制が必要だ。 現在、長妻大臣が話しているように大幅な消費税の引き上げによる公的補助を行うべきと思う。	アメリカ、韓国、オーストラリアでも同様の問題が起こったと雑誌で読んだことがある。 日本だけの問題ではなく、どの民族でも、どんな機械を使っても、同様の失敗の可能性があり、他の国での失敗を日本で生かすことができなかったことが残念。	
1087	地方庁	その他(社会保険事務所)			氏名索引しても出てこない記録があること。それが力セットに入っていて、記録をマシンに落としてもらうのに時間がかかることは、20年ほど前から知っていました。 事務所では、何度も事務改善で提案してたと思います。	答えになるかわかりませんが、その時代の背景とか、政治の駆け引きとか、国民の関心の程度とか、予算の関係とかいろいろな要素が絡んで、今の大きな問題になっているのだと思います。 本庁への要望しかしていないと思います。
1088	地方庁	社会保険事務所長	特になし。	今後の突合せ業務を確実に行う。	過去の杜撰な管理をきちんと整備すべきである。6年ほど前。	お客さまにはわかりやすい説明、記録整備は、確実に対応。
1089	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	年金記録問題は、行政と国民の意思の疎通のしくみがうまく機能しなかったために招いた問題であり、将来的にもおこりうる問題と考えます。したがって、複雑化した年金制度をより簡易な制度へと方向転換していくことも必要と思われ、併せて国民の社会保険に対する理解度を高めることも必要となります。学生期からの年金教育を重視し、行政側は制度説明を各世代にわかりやすく発信しつづけることが肝要と考えます。	国民生活になくてはならない社会保険制度の根幹を揺るがす問題だと思いました。この問題を知ったのは報道後です。	統合帳からコンピューターへの切替作業に携わったことが無く、また適用、徴収といった年金記録に関わる部門での業務経験が無かったため、問題が発生したときはとまどうばかりであったが、現時点で冷静に考えると、記録の保管管理の方法、制度の複雑さと周知方法、国民の理解、それぞれが不足して当然起こるべくしておこった問題ではなかったかと考えている。
1090	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思い浮かばない。	すでに死亡している人の記録もあることから、全部が解決できるとは思えないので今やっていること意外考えられない。	被保険者自身の記憶が無いと解決しないと思えるし社会保険庁の記録の整備(台帳が棄損していたり等)の問題もあるので時間のかかるものと認識。世間で言われるようになってから知った	時間をかけて調査するしかないが、一般業務もある中、今の人数体制ではじっくり調査できないと考える。
1091	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	旧台帳のカセット解除を進めなければならないと思います。	基礎年金番号に統合されていない手番については、基礎年金番号創設時に申し出いただくことになっていたことと、年金裁定時にご本人様と最終確認していただくとの本庁の方針どおり進めていれば問題がないものと思っていました。オンラインに収録されていない旧台帳の記録があると知ったのは、報道がなされた数年前です。	ご本人様からのお申し出を丁寧に承り、正常な記録になるよう、調査し、努力してきました。 反省点については、記録に氏名・生年月日等の情報しかなく、住所記録がないため記録が特定しにくいことが制度上の反省点だと思います。
1092	地方庁	その他(社会保険事務所)		これまで培った経験を基に、経験豊富な職員により1件1件補正を加えていく。この問題解決に、近道はない。	採用されてすぐ、年金記録を扱う適用担当課に在籍していたときに問題意識としてはありました。	1件づつ丁寧に解決していくことが重要と考えました。記録問題が一般に表面化しましたが、記録問題を国民に公表し、社会保険庁自らこの問題に対応しておればパニックにならずにスムーズな問題解決ができた。この問題解決には時間をかけるしかないと考えます。
1093	地方庁	その他(社会保険事務所)		早急に対応することが大事だと思う。また、人を増やして入念に調査できる体制をつくった方がいいと思う。	あってはならないことだと思った。 世間で報道されるようになって知った。	被保険者の記録が見つからないか根気よく探した。 反省点としては、年金記録の管理方法が雑なことと基礎年金番号制度が始まった際にももっと番号の統合を周知した方がよかったと思う。
1094	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			国会等で、この問題が報道されるまで全く知らなかった。何故に、このようなことになったのか、不思議だった。私は、特に徴収の経験が長くあったので、せっかく苦労して集めた保険料が記録不備により、被保険者に反映されないなどという事態は、とても残念でならなかった。	上部組織から依頼される対策業務に対して、職員全体で取り組み計画を策定され、その中で自分にできることを考えて対応した。社会保険オンラインシステムが導入される段階で、適切な記録管理が行われるように十分に検討されるべきだったと考える。
1095	地方庁	その他(社会保険事務所)			国民年金記録調査を担当していた時期がありましたが、実際に納付記録がもれているケースを多く目にしました。過去の記録管理のずさんさに憤りを感じると同時に、老後の所得保障としての年金の意味を考えると、国民の皆様にご迷惑をおかけしたことを申し訳なく思います。	事務処理として年金記録を扱う際に、慎重に丁寧に扱うべきだと思います。また、確認することを怠らなければ問題が起こるのを防げるのではないでしょうか。
1096	地方庁	社会保険事務所課長級以上			コンピューターなどがない時代の国民の年金記録の管理には限界があるものと思われ、必ず本人等に確認等しながら年金記録を補正する必要が生じるのは必然的だと思うが、もっと早い段階から確実に本人への確認等を実施すべきであったと思う。 この問題の存在を知ったのは年金問題がマスコミ等で報道されてからです。	基本的には上記のとおりです。
1097	地方庁	社会保険事務所課長級以上	保険料を滞納している事業所を全員喪失処理をする場合滞納保険料が少しでも少なくなるように事実とは関係なく遡及喪失をさせていた。	本人及びその当時の関係者からの申し出があれば対応をする体制を用意するべきだと思います。	採用されてから6ヶ月もすると正確な取り扱いがされていない事を知る事と成りました。その当時諸先輩に尋ねるも明確な答えは無く時を重ねる内にその環境に慣らされる事となりました。この問題を再認識させられたのは平成19年に取り上げられた時です。	自分自身が見たり聞いたりした事実を考慮してお客様から相談を受けた場合は親身になって話を聞こうと考えています。
1098	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録問題について、事務局や事務センターにとっては人ごと。事務所に支援にきたときでも支援をしてあげてるという感度がみられる。 旧台のカセットを全てオープンにしていないため080検索ですぐに記録が見つかっても、記録統合できず、結果として正しい年金の支払いまで長期間を要する。また、カセットをオープンにしていれば氏名検索ですぐに確認できるのではと思われる記録もある。 事務所に業務センターから回付された手付かずと思われるねんきん特別便・名寄せ便・ねんきん定期便が大量にあること。	ひとりひとり時間がかかっても丁寧な対応する。相談記録をデータ管理する。 旧台記録のカセットを全てオープンにする。 事務所の職員だけでなく、事務局・事務センターの職員も年金記録問題の意識をもたせるため、全員月に2日以上事務所で窓口または電話応対をすることにより国民の皆様の生の声を聞くとともに現在の事務処理体制の問題点を認識する。健康保険法第3条第2項の被保険者の記録をデータベースかすれば厚生年金保険に加入していないことの本人への説明に役立ち、本人も納得されやすい。(昭和42年度の有効被保険者手帳所有者は約105万人) 事務所の中を大捜索すれば、ないといわれている資料が見つかる可能性がある。(前の事務所ではないといわれていた期間の脱退手当金の受付簿が一部あった。また、原票も一部保存されている)	重要な問題であると認識している。	積極的にねんきん特別便の対応を行った。
1099	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	ただ、人員を増やせばよいというものではなく、年金記録に熟知している職員については、処分者もふくめて活用していくことが、解決の近道であると考えています。	テレビ、新聞報道以降に知った。 早急に対応することが必要であると思った。	現職はもちろんであるが、OBの責任は大きいと思います。 OBには積極的に事務所の支援をしていただきたい。 ノルマも必要ですが、あまりにも厳しい目標達成を設定することは、不正免除の様にならない様配慮が必要と考えます。
1100	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません		ニュース等で「消えた年金記録」と報道された頃は、基礎年金番号制度発足 以降、複数の年金番号を持っている被保険者の統合処理が送れているだけで、年金請求時に過去の記録を見直し、統合や重複期間の整備、納付記録の確認を行うものとの認識でしたので、実際に紙台帳の時代に納付した記録がWMに移行された際に納付記録が消えているものがあるとは思っていなかった。	こちらで管理している記録についての主張よりも、お客様の記憶・申し出を全て聞き、まずは調査申出書を出していただく対応をしてきました。(制度上、あきらかにありえないことについては丁寧に説明をして、ご理解をいただきました。一例としては昭和36年3月以前に国民年金を納付した記憶があると主張される方) 反省点としては、被保険者記録の管理体制の問題があると思います。制度が発足した当時、年金特有の長いスパンを見据えた記録管理、例えば昭和36年当時(厚生年金であれば昭和17年当時)に紙で作成された台帳を数十年後も同じ状態で確認できるような保存方法だったとは旧台帳等のマイクロ画像を見た限りは思えません。
1101	地方庁	その他(社会保険事務局)			基礎年金番号制度発足までに1人につき複数の記号番号が払い出されて いたことにより、年金記録の統合がされていないという問題と認識しています。平成15年に採用され、国民年金係に配属された時に問題を知りました。	年金特別便を受けての問い合わせ対応を中心に問題に取り組みました。制度発足当初から基礎年金番号を導入し、1人1つの番号で年金記録を管理すべきだったことが反省点として挙げられます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1102	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般には、社会保険庁のずさんな管理が、消えた年金の実態だと言っているが、事業所から適正な届出がなされていなかったり、届けた内容を被保険者に通知していないことにより、本人が認識していないことが本当に多い。 今のように基礎年金番号で住所も管理しているのであれば、本人にたどり着く可能性は高いが、以前の手帳番号だけでは、本人の申し出以外に本人にたどり着く方法が難しい。届出方法や管理の仕方は、昔からの事務処理要領等によるもので、職員の怠慢などではない。こういう仕組みを作ったから、こういう結果になったのは、誰の目にも明らかである。 解明する方法は、本人にその時その事業所は行っていたと解答を得るのが一番で、現在ねんきん特別便やねんきん定期便により本人から回答を返してもらうやり方は間違っていない。 一方、国の責任で解明するというやり方の中で、名簿からひとつひとつ潰していく方法をとったとしても、県外に行っていた人あるいは他県の事業所の被保険者だった場合は、特定が非常に困難である。前述のように住所や他の情報が乏しいからである。 また、被保険者が氏名・生年月日を偽っていて加入している場合が少なからずあるが、本人が自分のの記録と言っても何の証拠があるか疑問で、これを統合したら、職員の責任を問われた場合は、たまったものではない。さらに、こういうケースにおいて、名簿から本人にたどり着くことは、不可能。 いつまでも、社会保険庁現場の職員の不正だというふうに逃げないで、期限を切って最後は、大英断を下すしかない。これから何十年も引きずっても、誰も良いことがない。	既に死亡して、手続きが不能な被保険者の記録や、氏名・生年月日を偽って加入されている記録は、言葉は悪いが、お蔵入りするしかない。この分まで、解明されていないと、いつまでも騒いでも何の解決にもならない。	窓口装置の手帳番号において、氏名・生年月日・性別や記録がないものがあるというのは、世間で騒がれるまで、正直知らなかった。そういう意味では、管理がきちんとなされていないと思った。 ただ、裁定請求のときに本人が複数の手帳番号のうち、言い忘れると年金に結びつかないだろうなとは考えたことはある。しかし、管理などの仕組みを作ったのは、現場職員ではない。	記録を漏らしてはいけないという信念で、日々仕事をしている。 社会保険の適用拡大を視野にいれた政策が検討されているが、そこに関わる事業所の事務遂行能力が十分でないことは、あまり世間で知られていない。日々、事業所と接している現場では、痛感することであるが、一方、現場を知らない上部組織は、同じ省庁職員であっても、分からない。ましてや、世間一般の人は、余計に知らない。 いずれにしても、誰もが分かる制度や仕組み、それを実行できるものにしていかなければならない。
1103	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1104	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。		とても重要な問題と思います。マスコミによって報道され始めた5年くらい前です。	誠意をもって対応しようと思いました。 お客様の記録の管理をきちんとしていればこのような問題がなかったと思います。 またお客様が亡くなっている場合、本人でないとわからないため、確認がとれないことがあることが反省点です。
1105	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	地域・事務所により特徴があるため、調査のノウハウを持った職員で専門チームを作り、調査を行う。	古い記録の中に一部記録漏れがあることは知っていたが、公表されたような、 件数とは思わなかった。	できる限り丁寧に対応・調査しようとしましたが、時間に追われてしまった。 時代の問題もあるが、早い時期にマイクロフィルム等に保存する必要があったとおもわれる。年金記録にたいする職員の意識もかなり低かったと感じる。
1106	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員全体で記録の確認作業を着実に行う。	職員一人ひとりの問題であり、自身の問題でもあると認識していた。「年金記録問題」という言葉が報道されるようになってから。	記録の調査、補正作業や、電話等の対応に積極的に参加しようと思った。作業を後回しにせず、着実に積み重ねていくことが大事だと反省した。
1107	地方庁	その他(社会保険事務所)			健保・厚年の資格喪失届で、喪失日が月末のものが時々ありました。その中では、事業所が誤って退職日を記入していたものもあったと思います。 6，7年前に健保・厚年の適用担当だったころのことですが、その当時は、喪失日が1日ずれることで、その方の年金額が変わることまでは認識していませんでした。	通常は、事前に電話などで退職日を確認していましたが、繁忙期で余裕がないときは、そのまま喪失届に記載された喪失日を入力していました。 今思えば、もっと丁寧に退職日を確認すればよかったと反省しています。
1108	地方庁	その他(社会保険事務所)			勤務し始めたころ(平成14年)から、基礎年金番号に来統合の手番が多数存在することは知っていたが、年金受給時に判明すればよいものと認識していた。	当時は年金請求時に記録統合されれば問題ないという意識だったため、積極的に記録統合に取り組んではいなかった。 現時点では、この問題意識・危機意識の低さがもっとも反省すべき点だと考えている。
1109	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在の計画に従い、正確を第一に迅速に進めていく。	あまり知らなかった。不備のある記録はごく小数と認識していた。 年金記録問題が取りざたされてから問題として認識した。	お客様の疑問や不安にはそれが解消できるように説明を続けた。 歴史的な経過もあり一言ではいえないが、複雑な制度のなか適切な運営・管理がシステムとして作り上げてこれなかったことではないかと思われる。
1110	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			統合されていない記録が存在していることは以前から認識していたが、報道等で騒がれるようになって、年金制度の崩壊につながる危険性のある大変な問題であると認識した。	厚生年金の適用担当だったので、より適正な資格管理をするため、事業所などからの照会に対してより丁寧に対応するようにした。 平成9年の基礎年金番号付番時にもっと丁寧に確認及び統合をするべきであったと思う。
1111	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない方が多いだけで、ここで意見することでもないかもしれないが いわゆる軍人や、旧例共済加入期間など、厚生年金保険に明らかに該当しないものや、制度が施行される前の期間まで調査申出がされていることにより、回答が遅れているという実態にある。	年金特別便の回答を出すよう指導するだけでなく、厚生年金保険に該当しないものや、制度施行日などを周知して、各自で判断し協力してもらえるようにするべき。(無駄な受付を省く。) 新聞やTVといった媒体で広報するのが効果的と思われる。(取り上げてもらいやすいようなものにする。でなければ、広報を投げ込みしても使ってもらえない。無駄に終わる。)	厚生年金保険では、事業所への指導不足であろうと感じていた。資格得喪・定時決定や随時改定等、通知したものを確実に理解してもらう努力が足らなかった。また、その通知を被保険者へ通知することの徹底をしてこなかったことが原因と思われる。 国民年金では、現年度保険料検認事務の突合が甘かった。被保険者から保険料を領収したとき、市町村役場の台帳へ記載したとき、市町村役場から社会保険事務所へ検認報告したとき、のいずれかで洩れていた可能性が高い。 知ったのはいつということはないが、今思い返してみるとこのように感じる。	厚生年金保険に関しては、法律に基づいた適正な指導をしていくことを心がけた。いわゆる「お役所仕事」を徹底することも必要。 国民年金に関しては、市区町村役場を経由するので仕事が増えている分、事故発生はやむをえなかったのではと思う。制度発足当時は収納率を高めることを目的として、個人個人から収納するノウハウのない社会保険事務所で直接収納するより、市区町村役場にて現年度保険料を収納したほうが効率がいいと考えられていたのかもしれない。(現に、直轄事務に変わってから収納率はほぼ上がっていない。)
1112	地方庁	その他(社会保険事務所)	・年金制度の認知度 ・複雑でわかりにくい規定 ・誤解をまねく恐れのある表現 ・決済(認定)権限がある役職者に集中しすぎ	・徹底した広報の拡充 ・誰にでもわかりやすい規定の整備 ・リスクとコントロールの見直し	・保険者と被保険者そして事業所との3者間の問題 ・社会保険制度自体の問題 社会保険事務所に勤務してから(2009年4月から勤務)	・誤解のあるお問合せには社会保険制度(特に健康保険と厚生年金保険)についての認識を改めていただくよう応対した。 ・現在3ヶ月で年金記録の回答をしているが、以前は1年以上かかると言われていた(言っていた)。なぜ急に対応内容が変更になるのか。 お客様に不信感を抱かれるような対応を社会保険事務所が自ら行っているように思う。 ・クレームがあってはじめて対応策を考えるのではなく、あらかじめ考えられる問題の回答を準備してから行動しなければいけない。 ・いずれにせよ、現場(社会保険事務所)で働いている職員は自らの責任において起こった問題ではないにもかかわらず一生懸命年金問題解決に向けて対応していた。年金問題の原因追求は行われているのか、不思議に思う。対策を考えるには、原因追求が不可欠だと思う。 ・厚生労働省や社会保険庁に寄せられたクレームは公表され、周知徹底するようだが、現場に寄せられたクレームはどうなのか。本部がいちばん把握しないといけないのは「現場の声」だと思う。 以上、どれもこれもが場当たり的な策しか講じなかったが故の問題だと考える。今後二度とこの
1113	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	59歳未満の年金受給者以外にたいしては請求時点で調査を行えば十分問題は解決できると思われるので、年金受給者を優先に調査を行った方が早期解決に向けての取り組みとして一番良い方法と思われる。 今現在、システムの構築中でに完璧に記録を探すのは無理だと思われるのでシステムの構築後に解決するのが二重手間にならなくて被保険者の為になると思いますので早くシステムの構築をお願いしたい。	人間が行う仕事の為、本人、事業所、職員どちらかでの記載の間違い、入力間違いはありうると思われるの年金記録問題は必然的に発生すると思われた。	現在の中途半端なシステムでは二重手間になると思いますので早くシステムを構築することが早期解決に向かうと思います。
1114	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	地道に行っていくしかないと思います。	もともと、申請主義が当たり前と思っていました。年金の請求時点で記録確認できると思っていましたから、年金記録問題が起こり始めて「言われてみればもっとも」という感じです。制度によって番号が異なっていた部分は、しかたないことだと思います。	加入者・受給者の皆様の協力無くして、問題解決は程遠いと思います。窓口、電話で年金に関する対応のときに、可能な限り被保険者記録の漏れが生じないように確認するよう心がけています。後年「社会保険事務所で何も言われなかった」と言われたくありませんから、説明を漏れなく行うように心がけています。
1115	地方庁	社会保険事務所課長級以上	無し	わかりません	転記作業の多い事務であったので、事故はあると思う。問題の存在を知りえた時は記録調査の課にいたとき。	昭和の時代は、記録保存する機能のない時代であったので、今の時代にまとめて反省は無理と思う。
1116	地方庁	その他(社会保険事務局)			記録問題は本来あってはならないものであり、早急に解決すべきと思った。 問題の存在を知ったのは、記録問題で騒がれる前。(平成18年ぐらい)	宙に浮いた記録が出てきた場合は、本人の記録であるか丹念に聞き取りや調査を行うようにした。 反省点としては、記録問題は明るみになる前から分かっていた事であるのに、何故騒がれてから動き出したのか、という点だと思う。
1117	地方庁	その他(社会保険事務所)	・近年、算定基礎届未提出者を職権にて処理をしているため、年金記録問題に発展しつつある。 ・事業実態がなく、認定全喪件数が増加しているが調査に限界があり、得喪記録が必ずしも一致しているとはいい難い。	定期便により、お客様による自己申告が期待できるが、根本的な、改善が必要と思われる。	採用後まもなく(平成5年4月)年金手帳の重複件数が膨大にある事は承知しておりましたが、最終的に裁定請求時に本人確認のうえ整理していると認識していました。	基礎年金番号導入後においては、取得時に名寄せを行い未然に重複を防ぐよう取り組みました。しかし、厚生年金は住所管理がされていないため本人特定できないケースが多々あった。
1118	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	①現在進行中の個々の紙台帳記録とオンライン記録の突合を進める。 ②引き続き被保険者の記憶を基にした調査を行う。 ③市町村への協力依頼に加え企業となっていない現存企業、特に大企業に過去の被保険者の雇用情報提供を求める。	①複数年金手帳を所持している被保険者が多いことは以前から知っていました。 ②正規職員、臨時職員、パート職員、試し雇用職員、適用除外職員、請負職員などさまざまな雇用形態で被保険者である職員とそうでない職員がおり、本人と主張が違うことは過去から理解していました。 ③算定基礎の調査時には保険加入を意図的に行わない事例が見受けられましたので取得届を提出させました。 ④そのつど調査し重複取り消しや、取得届の処理を行いましたが、申請主義が前提で、最終的には年金請求時に調査し適正にするという雰囲気があったことは事実です。	①厚生年金担当が長かったので、調査時に適正な届出を行うよう指導しましたが全事業所の調査は時間的にもできませんでした。 ②年金番号の重複取消届、氏名変更や生年月日の訂正などそのつど提出するよう指導しましたがもっと事業所指導を行えばよかったと思います。 ③名簿記入は楷書を心がけましたが、3月からの繁忙時、つい行書で記入したのが今回の調査で正確に読んでいただけたのかと反省しています。 ④脱退手当金が退職金の一部のように事業所担当者が次々と請求書を届けるのを年金制度としてどうなのかと思いながら支給担当を行っていたことを、もっと将来のことを考えるように訴えれなかったのか悔やまれます。
1119	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	誠実に国民に対応する。	国民のために努力しようと考えます。この問題が発覚した以降です。	誠実に国民に対応する。認識があまかったと考えます。
1120	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	特別便及び定期便はもちろん、突合せ処理を地道に確実に処理を行うこと。	深刻な問題として真摯に受け止めていた。約6年ほど前。	お客様に対しまずはお詫びと、丁寧な対応を心がけているところである。
1121	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	問題の正しい情報の広報。 調査の為の人と時間の確保。	年金手帳記号番号の登録や重複取消の未整備と認識。 採用後しばらくして(昭和から平成になる頃)、年金手帳の再交付をする際、複数の手帳記号番号を同一人に払いだしているケースがある。	過去の職歴等を確認し、同一人の記録であれば重複取消や基礎年金番号への登録処理を行った。 オンライン化前はあまり知らないので反省点は挙げれないが、平成8年から9年にかけての基礎

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1122	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし、現状とおりで良いと思います。	統合帳からのコンピューターへの登録作業での作業ミスが原因と思います。新聞報道で知りました。	改めて基本に立ち返り、仕事を行う。お客様の勘違いもあると思うので、わかりやすい説明を心がける。長年の業務による累積したもののため、統一マニュアルが無かったこと等仕事の仕方にも問題があると思う。
1123	地方庁	その他(社会保険事務局)	誰のものかわからない記録が多数あること、別人の記録を統合していることが多数あることが具体的にあげられると思います。	被保険者からの照会を受けた際、照会期間は当然として、そのほかにも記録の漏れがないか、また現在収録されている記録が正しいものであるか、慎重に調査することが解決につながるものと考えております。	ここ数年、平日、休日、昼夜問わず年金記録問題に取り組んでおり、この職場の最重要課題と認識しております。年金記録問題が存在することを知ったのは、平成17年の初め頃だったと思います。ただその前から、適用課にいたときに、記録整備依頼、資格照会の処理をする機会があり、記録の管理(被保険者原票への記載等)は不十分なのではないかと感じていました。	資格照会を受けた際は、1件1件慎重に、今できることを最大限に行い、記録を確認するように努めました。反省点としては、職員にとってみれば、何万、何億分の1の記録でも、被保険者にとってみれば、将来(現在)の年金受給にのための大事な記録であるという認識が欠けていたため、記録管理、記録整備の不十分さに繋がったと思います。
1124	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	増員	記録の機械化が遅れている思う5年か位前	紙の記録から機械化の遅れ
1125	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	国民の方に真摯な姿度で接し、お客様へ誠意を持って説明することが第一だと思います。 制度自体が複雑なので、もっと簡潔な制度へ変える事も一つの選択肢であり、情報公開し各個人がインターネットなどで簡単に確認がとれるようにする事 も必要だと思います。 く	マスコミ報道を見た時。	マスコミ報道に流されることなく、事実を確認しようと努めました。 確かに過去において、不適切な事象があったと思います。事実を事実として記録、認証する姿勢とチェック機能が欠如していたと思います。
1126	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	これまで知られていること以外は承知しておりません。	①職権訂正基準を緩和する。 ②虚偽の申立があった場合の罰則を明記する。	窓口にてお客さまから申出があり、厚年手番をマイクロにより確認のうえ重複取り消し等しておりました。 報道されているような消えた年金といった認識は無く、当時は被保険者個々が自身の手帳をしっかり管理しなければならないものであり、お客様へもしっかり管理し、職を変更する場合などは、必ず提示するようにと説明しておりました。	中には、5～6冊の年金手帳番号が払い出されている方も多かったように思います。 適用の際、しっかりチェックしていれば、このよう事態は避けられたものと認識しております。
1127	地方庁	その他(社会保険事務所)	会社が従業員に年金手帳を渡していない。		記録不備と年金への無関心が重なっておきた問題。実態を知られぬまま問題意識だけが先行した面がある 18年に国年の誤還付にあたって厚年の記録収録の誤りを発見した。それ以前では氏名収録の無い番号が存在し、年金手帳を紛失した場合の発見が困難な状況がありえるとぐらいの認識はしていた。	記録相談に際してはすべて原簿の確認をするようにした。 事務所もだが事業主や被保険者の利便を優先して届出の際の確認を省略する傾向が法律制定当初からあるなあと感じていた。全てに証拠書類の添付をもとめ、調査をしっかり行い、さらに一度ぐらいは虚偽届に対して罰則を適用しておけば、多少は違ったのではないかと思う。収録誤りについては当時入力結果の確認が出来ないと判っていたならば、諸帳簿、原簿については中央主導で保存するようにすべきだったと思う。基礎年金番号導入についてももっと省庁間での調整や議論を行ってベストの方法を模索すべきだったとおもう。年金記録の管理は国民の管理であると認識して社会保障番号的な制度にすべきであったのではないかとは思う。
1128	地方庁	社会保険事務所課長級以上	2～3ヶ月で変わる派遣社員が、記録照会において重要視されているが、 入れによるためなのであろうか、派遣社員の質に疑問あり。 (3日で行方不明者、居眠り者、ミスが多くシュレッターしか出来ない者等) 社会保険労務士やOBなどを利用して解決してゆくということがよく報道されるが実際にはかなり厳しい。(特別便相談で3日でやめてしまった社労士、初日からこない社労士、なかなか集まらないOB等)	能力・責任ある職員の増員。 能力ある派遣会社の利用。 能力ある者は低待遇・低賃金では確保が難しい。	オンライン切り替え時での不完全な作業による問題。 年金記録問題発覚後。	お客様に対しては誠実な対応。 記録整備に関しては正確・迅速な対応。 長期的なサイクルではなく、短期サイクルで通常の仕事をこなしながら、または通常の仕事をとめてまで、限られた時間・人数で行った結果、いずれまた歪みがでてくる可能性あり。(算定の郵送化、長期滞納事業所の増加、事業所調査の停滞等)
1129	地方庁	その他(社会保険事務所)			極めて、限られた者の問題と認識していました。平成20年頃。	最後の一人まで解決することができない。
1130	地方庁	社会保険事務所課長級以上		・現在調査している定期便終了後、未完了記録と未突合と思われる者に対し、訪問調査や業者委託等により内容を把握する ・突合可能であるとおもわれる者、申立のある者に対し、電話委託調査等で本人有無を確認のうえ、ある一定条件を元に重複期間がない限り、政治的判断により解決する	厚生年金保険にかかる昭和35年ころ以前の期間照会は、被保険者名簿等の調査が必要であり、手帳記号番号の重複払出しや氏名・生年月日相違、あて字、旧制、統一されていなかった年金手帳記号番号など、社保、事業所、被保険者双方に問題があると考えていた。 期間照会や旧法の年金裁定時である昭和61年ころ。(国民年金については、重複手帳は少なく、納付漏れについてもそれほど考えていなかった)	反省点 ・厚生年金保険の試用期間と加入条件 ・市町村で徴収する国民年金の徴収方法 ・事業所の年金制度への周知 ・被保険者の年金制度への感心度 ・脱退手当金にかかる受領者のオンライン登録 ・他の官公庁も含めた資料の保存年数
1131	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特にありません。	通常業務と平行して処理するのではなく、年金記録問題を切り離して集中的に処理した方がよいと思います。 また、既に死亡している方もおりますが、近族に確認しても限度がありますので、状況証拠(氏名、生年月日、性別(旧姓を含む)、過去の住所地、手帳番号の払出事務所など)から判断し職権的に記録を統合したらどうでしょうか。	今回の年金記録問題は、古い記録も多く本人を特定するのに時間と労力がかかり短時間ではなかなか完結できない問題である。 いろいろな理由から年金手帳を複数払い出している人がいることは承知していましたが、5,000万件も基礎年金番号に統合されていない記録があることを知ったのは平成19年2月頃だと思います。	相談者一人ひとりの記録を調査できる限り調査し、本人特定できるよう努力しています。 反省点は、 ○もっと早くこの問題に取り組むべきであった。 ○一人の被保険者に対し年金手帳が安易に複数交付されていたこと。 (基礎年金番号になっても基礎年金番号を複数保有している被保険者が存在している。) ○年金を請求する場合に、過去の厚生年金記録を本人の申立てを重視し決定していたこと。 など。
1132	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	存じ上げません	今まで調査を行い、かなりのお客様の記録が解明されたと思います。今後もお客様に対して記録確認をしていただくことを続行する以外に方策はないものと思います。	この問題の詳細について、かなりの問題点が存在するのを知ったのは、お恥ずかしいですが、問題発覚以後でした。ただし、お客様の中には、一人で多くの年金証、年金手帳を持っている方については、認識していました。	とにかくたいへん多くのお客様が事務所にお越しいただきまして、玄関に入りきれないほどとなり、職員全員で対応いたしました。接客するのはもちろん、電話での照会も多く、たいへん多くの方からお話を伺いました。 今となれば、基礎年金番号が発足した平成9年1月時のPR不足があったと思います。社会保険事務所でもPRをもっとやる必要があったのではと思いますが、その当時は今のような年金記録の検索システムが構築されていませんでしたので、本人の記憶、本人の確かな申し出以外に確認の方法がなかったことも事実です。ただし、我々も基礎年金番号導入以前から厚生年金、国民年金は一人一番号であるということは、機会があるごとに必ず担当者等に話していたことですが、被保険者の皆さんに年金記録に対する重要性を認識していただけなかったことは、反省点
1133	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	プロジェクトチーム(経験豊富な職員)による集中対応。	結果的には、運営責任者(社会保険庁)としての管理意識の徹底の欠如が一番の問題であったと認識しています。 無年金者もおりますが、最終的には必ず年金給付につながっているという認識でしたし、日々そのように業務を行っていましたのでこれほどの不備が存在するとは思ってもいませんでした。	事務所窓口支援など被保険者等への対応、また、国民年金特殊台帳の照合作業などを積極的に行ってきたつもりです。 申請主義、自己管理責任という言葉が先行しすぎていたのかもしれません。国民の権利を守るため私たちはいたのであり、どうすべきであったのか今後のためにも全職員もう一度省みる必要があると思います。
1134	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金記録問題が発生して実際受給できるべきものが受給できていない人達が多く存在していることを知り給付関係の業務を行ったことがなかったのですが、裁定請求の際にもれなく確認していればおこらなかった問題かなと認識していました。この問題が存在するのをしったのはテレビ、新聞で報道されたころのことです。	ねんきん特別便により事務所に来所されるお客様が増えたので各事務所への窓口応援に行き、一人一人細かく調べて手番統合を行いました。 この問題の反省点としては、平成9年基礎年金番号ができ一人一つの番号で各制度に加入となった時点で手番をなくすようにしていればよかったのではないかと思います。その当時は60歳以降の年金裁定請求時に確認すればいいと思っていたかと思いますが、実際60歳を超えて30年～40年前にどこで働いていたとか、いつどこで国民年金を納めたとか覚えている人は少なく、当時の年金手帳を持っている人も少なかったので裁定の時にもれてこのような問題が起こった
1135	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	特に意見ありません	特に認識しておりません	特に対応ありません、意見ありません
1136	地方庁	その他(社会保険事務局)	厚生年金のマイクロの名前が判読しにくく例えば山田が岬(二つの名前が一つに)なっていたような事例がありました。 ありえない生年月日や名前のないマイクロがありました。	時間をかけて一つ一つ突合するしかないと思います。	年金記録問題は私の判断や力ではどうにもならない問題だと思っていました。 H18年頃	氏名索引を徹底的に行い、手番が出ればすべて本人に確認するという基本中の基本を実行しました。 厚生年金の払い出された手番が多すぎることとマイクロも不鮮明なため判読が難しくなっている
1137	地方庁	その他(社会保険事務所)		一般的な回答ですが より一層のマンパワー投入かと思います。	年金記録問題については、社会保険庁が組織をあげて真っ先に取り組むべき問題であると認識しています。 未統合記録が存在するのは、私自身が入庁した平成14年に業務を通じて知りました。ただ、具体的な数(5000万件)などを知ったのは年金問題がクローズアップされた平成16,17年頃だったと思います。	私一人にできることは限られていると思いますので、 お客様の立場に立ってお一人お一人対応をしていく。この小さな積み重ねが解決への第一歩であると思います。 年金にある程度関心がある方であれば、年金記録問題解決に協力いただけるともいますが、無関心者に対してもっとアプローチの仕方があったのではないかと思います。
1138	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に無いです。	職権的な記録統合が出来ず本人様の確認が必要である以上、国民への周知広報等呼びかけ及びその反応として提出される期間照会等の解決へ向けた作業による記録の適正化に邁進するしかないと思われます。	当初は平成9年基礎年金番号導入時に整理されていなかった記録(いわゆる手番)が残っているという、制度上必然的に生じた問題ではないかとの認識でした。知ったのは平成19年の初めくらいだったと思います。その後、時間がたつにつれて、納付記録誤りや不正行為の可能性等、これまでのずさんな管理といった人為的な問題もあるということを知りました。	平成19年6月くらいだったと思いますが、「ねんきん安心ダイヤル」へ支援参加し、被保険者からの照会電話にローテーションを組みながら24時間対応しました。その後も、事務所では通常業務に加え、年金特別便相談対応等記録問題解決に向け従事しました。中にはお客様の勘違いだったりで、記録が無い場合もあるのですが、前述の問題意識により、お客様の話を良く伺い、記録探しをするよう努めました。(ただ、お客様の数が膨大であり時間も限られているため、十分探すことの出来なかったケースもあったかもしれません。) 反省点としては、年金記録問題が短期間で大きな波になったため、事務所での対応等において、後手後手に回ってしまい、初めから必ずしも十分な対応が出来てなかったのではないかということでしょうか。(お客様の数が膨大で対応が困難だったり、昔からいる知識・実務経験ともに豊富な職員は別として、比較的若い職員は戦時中の恩給や軍属の旧令共済等々、その他日頃扱うことの少ない年金や当時の状況を理解するまで相応の時間がかかったものと思われます。) 今後は早期解決を図るうえで、十分な人員確保及び確保した人員への教育が必要不可欠になると思われます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1139	地方庁	その他(社会保険事務所)	届出について法律上事業主を性善説でとらえているため、悪意の事業主が標準報酬を不正に操作できる状態となっている。しかし全てを調査し正しい届出をさせることは現状では不可能。人員も予算も膨大となる。また未納事業所で差押財産等もない事業所によっては資格喪失届の提出を拒むことで、健康保険の不正受給や、厚生年金保険料未納期間分について年金を受給しているケースもかなりあると思われる。しかし、現場では記録改ざんと事業主から追及される可能性もあり慎重に事実調査を行う結果、滞納は増え続け納入されないのにもかかわらず、保険・年金給付は行わなければならないというジレンマに陥っている。	現在の記録問題の一因でもあり真面目な事業主、被保険者の負担を増やすことにもつながっていることからもっと勤則の強化や悪質な事業主の公開等を行い、取り上げるべきだと思う。 現場でできることとすれば、前者では年1回税務署の把握する収入額との突合を行うことや、後者では民間である機構が運営主体である以上、民間保険と同じように失効や給付の差し止め等ができないか具体的に検討しなければならないと思う。	年金記録問題で一番重要なのは、真面目に納めてきたにもかかわらず記録がない方の救済(特にすでに受給年齢以上の方)であると考えています。自分が採用された平成15年当時すでに社会保険オンラインシステムによる一元管理が行われており、その記録が絶対であると考えていましたが、「宙に浮いた年金」の報道で紙台帳のオンラインシステム移行時にかなりのミスがあるとの報道がなされたことで、その危険性を知りました。	上記危険性を知ってからは、社会保険オンラインシステムの内容を絶対視せず、まず被保険者の方の話を聞いて記録を1つ1つ突合し紙台帳も確認しました。 この問題に関しては故意で改ざんされたり、オンラインシステム移行時の誤入力を職員が見逃してしまったものには、やはり職員意識や総大な件数とはいえチェック体制の不備があったものと思われるため反省しなければならないと思う。 またいろいろな情報を明らかにせず、説明すべきところも説明せずかえって年金不信につながってしまったことはやはり反省しなければならないと思う。
1140	地方庁	その他(社会保険事務所)		制度をわかりやすくする	年金記録問題がメディアに取りざたされた事により知った。	問題発生当初は、相手の話を聞くことと謝罪することでしか対応方法がなかった。 制度自体ほとんど理解されていなかったため、いつ、どのように周知したかなどの質問も多数あった。 報道が加熱していたためか、課で連絡のないことや決まっていない内容の問い合わせが多くあったので対応方法をみつけづらかった。 違った解釈をされることが多く、不信感をもたれているため聞く耳を持っていただけないことが多く、報道されている一部のことが総らんでいくので、メディアなどをつかって謝罪だけでなく、そのつど説明をしっかりしていったほうがよかったと思う。 制度が発足時から、何でも改正されわかりづらいことと、あいまいな部分が数多くあり、これといった方向性を示すことが出来ないところを改善していったらよいと考える。
1141	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	人海戦術しかないと思います	コンピュータが無い時代の記録なのである程度はやむを得ないと考えていますが、現在のSOLSに繁栄していない紙台帳等の記録が多すぎる。 平成4年頃に他庁からの資格記録照会を担当したときに多少感じた記憶があります。	お客様対応は時間をかけて丁寧に窓口段階で調査し、極力、完結するように心がけました。 お客様が一斉に来所したため、一人一人に丁寧な対応が出来ていない。とりあえず預かる的な対応になった時期が多かれ少なかれあったと思う。その結果、調査事務が滞留したのでは。
1142	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	全職員(OB含む)による年金記録問題への協先的な取り組みを図るべきと考えます。	世間を揺るがす由々しき問題であり、特に高齢者にとっては死活問題と認識していました。また、年金記録問題のことは平成19年にマスコミ報道により知りました。	電話や窓口等での対応時では、可能な限り詳細に職歴や年金加入歴等を聴取していわゆる「宙に浮いた年金記録」の発見に努めました。また、現時点でみた場合に、統台帳からオンラインへの移行と基礎年金番号への移行において、被保険者や受給者の立場に立った対応や広報ができていない、あるいは内部でのデータの取り扱い等 が厳正ではなかったようなマスコミ報道があり、反省点として挙げられると考えます。
1143	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	現在の方法で丹々と進めて行くしかないと思います。	再取得の受付を行う際、既交付済の手帳・番号を確認ずるも、「忘れた」「無くした」とのことにより、新しい番号を払い出し、「後で見つかればお持ち下さい」等の対応により結果的には一人でいくつも番号を持つことになってしまった。当時はオンラインによる検索ができなかったので、やむを得なかった事情もあるが、「果たして、将来キチンと記録が一本化できるのか」と漠然とした	「後日、手帳がでてきたり、番号がわかるものがあったら必ずお持ち下さい」と念を押していたが、新しい手帳を交付された時点で安心してしまうのか、なかなかお申し出いただくことは少なかった。当時、窓口で年金の記録の仕方や制度説明を区市町村も含めてもっとくわしく出来なかったものか。
1144	地方庁	地方社会保険事務局長	ありません	やはり国民が納得できるレベルの記録確認が必要だと考える。そのための監視組織があって、手法やスケジュールなどを管理して仕分けのプロセスと結果をきちんと事務に残して置くことが重要と考える。	そもそも縦割りの制度を縦割りで記録管理していたときにも記録問題はあった。厚生年金の場合も記録統合事故の未整備があったり、参考記録があった。昭和56年頃から社会保険業務センターにおいてシステム班の厚生年金資格記録担当になったとき事故記録の問題は知っていた。 また、基礎年金番号への未統合記録の存在は、平成14年から社会保険業務センター記録管理部年金番号課に勤務したときから知っていた。 やっかいな問題だったが、記録のターンアラウンドを契機に解消するかあるいは年金の裁定時の職歴確認とで解消する以外はないと思っていた。	この問題はマスコミから社会保険庁のずさんな記録管理と位置づけられ、本当にくやしい思いをしている。私自身が自分の職責で可能な限り解決を図りたいと取組んできた。 この問題が国会から指摘されはじめたときの状況は承知しないが、初動対応に問題があったのではないかと思う。平成13年頃58歳事前通知をする計画において、反対する幹部が少なからずいて本当に苦労した記憶がある。 反省点は、年金制度の改正に直結する年金給付部分は手厚くしたが、反面一番大事な記録管理の維持整備を軽んじてきてしまった組織風土に問題があったと思う。しかし、その意見は結果論であって相対的にはマンパワーが決定的に不足していたと思う。
1145	地方庁	その他(社会保険事務所)			国民の信頼を揺るがす大問題だと思いました。 私は平成21年2月から任期付き任用職員として採用されたのですが、当時マスコミの報道等でこの問題を知りました。	最初は職員の方に教えられたことをそのまま行っていましたが、現在の問題のことを考え、自分でも法令に沿った業務を進めているのか、マニュアルどおりに実務を行っているのかを考えながら職員の方と相談しながら業務を進めるようにしています。 お客様の立場に立った対応をすることによって年金問題解決に結びつくと思います。
1146	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。	地道にやっていくしか、信頼の回復の方法は無いと思います。	マスコミが報じてからWMに収録されていない記録や、整備されていない記録が多数あることを知った。	ねんきん特別便の応対では、一人ひとりに誠意を持って対応しました。 紙台帳から機械に収録するときに、適正にしておけばこのようなことにはならなかったのでと思います。窓口担当者としてお客様から指摘されることは、なぜ、昔にキチンとしておかなかったのか、だから、今の若い担当者が非難を浴びているのだとよくおっしゃられる方がいます。 また、基礎年金番号発足時に、もう少し広報をして、手番収録をしておけばよかったのではと思
1147	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	「この」とは世間一般で言われている問題のことでしょうか。 それならば、記録問題は地道な調査、あとは法令順守につきると思います。	不適正免除の時に担当課であったため、実際に業務を行う際、本当にいいのか課長に念を押しました。しかし、「各家庭に電話で了解をとっているのだからいい」と言われ、毎晩電話していました。あの時は実績が厳しすぎて、感覚が麻痺していたと思います。 その他の事は、新聞で知ることばかりでした。	法律が一番にあるという認識を忘れない。 今は、信頼感の回復を一番に考えることだと思います。
1148	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	法令遵守、お客様の立場になって些細な問題にも手お抜かない、面倒がらない等は当然のことと思いますが、法令やシステムが複雑になりすぎているので、もっと単純な仕組み作りが必要ではないでしょうか。	その時は、特に問題とは感じていませんでした。業務課のときは、資格取得届が提出された場合年金手帳の添付が無いものや、番号の確認できないものは督促して確認するようにしていたし、国年、厚年、それぞれ新規で資格所得する時に重複して付番されている疑いのある方は擬重複がでるのでそれで本人か確認するようにしていたし、先輩方から、最終的には年金を請求する時に氏名索引、旧姓による氏名索引、過去に勤めていた事業所等から記録を確認し統合するので大丈夫だと教えられていたのでこのような年金記録問題なるとは思ってもいませんでした。年金記録問題について認識したのは、マスコミ等で取り上げられるようになってからだと思います。	やはり、最終的に年金請求時に記録は統合されるから大丈夫だと言う認識の甘さがあったのは確かだと思います。それを踏まえて、お客様の立場に立った場合、一刻も早く自分の記録を整備し正確なものにしたいと考えるの当然のことであり、我々の都合をお客様に押し付けるのは傲慢であったと思います。
1149	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	先日より市町村役場保有の被保険者台帳等を、業者に引き渡し電子画像化の処理をしているところです。 記録照会の調査のため、被保険者台帳の閲覧が必要な場合は局を通じ、データ提供される流れですが、実質2ヶ月間経っても未だ回答がないのが現状です。 電子画像化が完了するまでの今の時期、早急に回答がされるようにすることが重要と考えます。	国民年金課へ在籍しているところ、特別強化の期間照会が始まってから、特に重要な問題であると意識していました。	照会があれば調査から回答までスピーディにできるように心がけました。 台帳で記録管理されていた頃のシステムをよく知らないのですが、ウインドマシーン導入時の記録の移行、収録に問題があったのではと思います。
1150	地方庁	その他(社会保険事務局)				
1151	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	基準が緩和され、一定程度で調査を終了しないと 永遠に解決しないと思います。	受給申請時の調査は不足していると感じました。 基礎年金の統合は、早急にすべきと思いました。 とくに国民年金の催告状に本人の納付月数をお知らせ をするとの方針があったときに、統合されていないままに 周知することは問題があると思い、庁LANにも掲示した 記憶があります。	1最初は、統合が進みある意味でよかったのかと思いましたが その後、いろいろな問題があげられ申告に考えるようになった。 2年金申請時の職歴確認は、重要と感じ、索引方法等も相談 し、調査漏れのないよう話し合った記憶があります。
1152	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	対応計画をきっちり立て、この業務に精通した職員を配置し、専属で対応する。	社会保険庁に解決すべき最優先課題と認識していた。	主に窓口相談対応、及び記録照会回答事務の対応を行ったが、とにかく迅速、正確な対応を心がけた。 反省点としては、年金特別便、年金定期便等被保険者等に送付するものについては、様式、内容等について時間をとって十分に検討し、現場の職員の意見も聞きながら実施すること。
1153	地方庁	その他(社会保険事務局)	存在しない。	基本的に存在している台帳の逐次確認と古い記録においては当時担当していた市町村の年金担当を含めて確認作業をとる必要があると思う。	国民年金課に異動したときに基礎年金番号と統合されていない記録が存在することがはじめてわかったが、年金裁定請求のときに本人と確認作業をとるから、問題ないと教わった。	統合することによって、記録の重複また保険料の還付が発生することさらに、督促状を送付することで、納付記録の不備が判明することが多数発生したので、戸別訪問等で本人確認とれたものに聞してわかりしだい記録の統合作業を進めることを国民年金課内で決めていた。データーに登録されていた記録統合はかなり重点をおいたが、登録されていない台帳等に関しては想定していなかった。当時の重要課題は納付率の向上だったので、年金記録に力並をおくことができなかった。もう少し年金記録全体に関心を持つべきだった、と今から振り返ると思います。
1154	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。		年金記録が抜けている問題については、国民年金課に配属された平成14～15年頃に知ったと思う。 当初は、記録が抜けている人がいるがいるのだなと思う程度で重大な問題とは考えていなかったが、年金給付課に配属されてからはあまりの多さに愕然とした。 しかし、その後まもなく報道され全国規模の問題であることを知り、重大な問題であることを認識した。	給付課配属時には自分にできる範囲で請求者の記録を確認し、窓口対応者にも請求者に対して、職歴確認をするよう呼びかけをおこなった。 その後報道されるようになり、社会保険庁(事務所)の方針に従い記録の調査を休日返上で行った。 現時点での反省点は、やはり一番最初の管理やデータ化処理の対応が悪すぎたかと思われる。 基礎年金番号統一時など、もっと時間をかけて事業所に呼びかけて、正確な記録にするべきだった。
1155	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	数や質から考えて、すぐに終わらせることができる問題ではないので、それぞれの職員が一件一件を着実に対応していくしかないと思います。	世間の皆様からの信頼が今まで以上に無くなる問題と感じました。存在を知ったのは世間一般に話題になる頃と同じ頃だったと思います。	対応人数が多くて手が回らない状態でしたが、(7)に記載したとおりそれぞれのケースに対して確実に、親切に対応していくしかないと思い、そのように対応を心がけました。 反省点としては、問題が大きくなった際に人手が足りない状態でしたので人員の配置や効率的な対処方法をもっと練ってから取り組むことができたら、もう少し違った形となっていたような気が
1156	地方庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		現在の記録問題の課題・資格記録の判明等について全力をあげる。	必ず解決・解消しなければならない課題として認識している。	年金相談業務においては、お客様の記録把握にもれがないように詳細に調査している。また、資格照会の支援にも参加している。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1157	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成9年に基礎年金番号が始まった時に、現在の状態になることは予想できましたが、やはり当時にはまだ若く(関心がなく)、年齢に達したときに行えばよいだろうと思っていた方が多く、特別便の窓口で応対したお客様の中にも、基礎年金番号通知書をお持ちで、切り取り線からも切っていなく、他の番号があるにも関わらず提出されていない方がかなりいました。	お客様の要望にお答えする為、親身になって細かく聞き取りをし、調査対象としました。 この問題については、記録の管理がずさんであり、今後はあってはならない。
1158	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません	知りません	知りません	知りません
1159	地方庁	社会保険事務所課長級以上			年金記録問題が発覚時(平成19年6月頃)	基礎年金番号導入時(平成9年1月)に記録についてPRを強く行うべきであったと思います。
1160	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	特にありません。	採用当初(平成6年)から番号を重複して所持している者の存在は知っていたが、年金手帳さえ持っていれば、統合するのは、年金請求時で特に問題は起きないと思っていた。オンラインに登録されていない記録があることを知ったのは平成17年頃年金給付の仕事をするようになってからです。	年金給付課だったので請求に来た人からの聞き取りをしっかりして、手作業で台帳を探して記録突合していた。見つからない時は手帳を無くしてしまった本人の責任だと、請求者も自分も諦めていた。 そもそも、「請求主義」が原則だとみんなが思っていたのが、問題だったと思う。プライバシーの
1161	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	国民一人ひとり懇切丁寧に調査確認し、地道に解決することが、遠回りでもベターなことと思います。	特にありません	(7)と同じく、一人ひとり解決していくのがベターな道と考えます。
1162	地方庁	その他(社会保険事務所)			60歳までは加入記録を確認し、必要な手続きをし、受給の手続きをする際に年金記録の正確なもので請求すればいいと、思っていました。消えたねんきん等、マスコミで取り上げられ、ねんきん特別便として皆様へ発送することが決まった頃に私が考えていた以上に深刻な数多い問題点があることを知りました。	国民年金加入の届出等で、加入記録を確認し、統合になっていない記録を調べ、年金受給につなげるように窓口、戸別訪問を利用してお客様には対応しておりました。ねんきん特別便発送後は、正確、迅速に対応するように心 がけました。 入念や般保等、記録として不完全な状態のものが多すぎ、記録がないものとして、裁定請求させていたいたこと、再裁定処理の遅さだと、思います。
1163	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし			
1164	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。			
1165	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1166	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特に思い当たりません。	年金問題が発生したときの初期対応の順番、後先が如何だったのか、疑問があります。 上部の皆様方のご判断ですから、異論を差し挟むわけにはいきませんが、記録整備の道程を国民の皆様に納得をいただく説明をし、高齢者など優先順位を付け、紙台帳やマイクロなどすべての記録の突合せ作業を行ったうえで、判断がつかない記録について照会を行うべきだったのではないかと考えます。 「特別便」や「定期便」も有効な手段の一つではありますが、郵送料や未回答者の回答促進費用等費用対効果面からも疑問があります。また、お客様によっては、「特別便」や「黄色便」、「旧台帳の照会」などお一人に何回もの照会がいき、その都度窓口や電話による照会や苦情が寄せられ、混乱を招いているのが現場の実態です。 そうした混乱を避けるためにも、今後の進め方は、先に記載したのでダブりますが、説明責任を果たした上で、優先順位を付け、まずは記録整備を行いその過程において必要に応じ照会を	誤りはあってはなりませんが、人が行う業務ですから、官であろうが民であろうが残念ながら、一定の割合で必ず誤りは発生してしまいますから、リスク管理体制を整えておくべきだったのではないかと思いました。諸外国のようにそのことを国民に周知・徹底を図っておくべきだったのではないでしょうか。 問題が存在するのを知ったのは、最初のマスコミ報道の時期平成19年5月頃でした。	お客様対応をしっかりとやるように自らはもとより、職員にも指導を行ってきました。現在は、庁の指示に基づき期限までに各種調査・回答処理を行うよう努めています。 (8)に記載したとおり、リスク管理体制の問題と職員全体に言える大事なお客様の記録を取り扱っているという意識の欠如。
1167	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1168	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にございません。	・既に政府から問題解決に向けた対策が示されているが、紙台帳との突合を考えたときにマンパワーが必要だと考えます。(特に年金制度について一定の理解をもっている人は必要かと思います。紙台帳の中には資格取得年月日や資格喪失年月日の記載のされていないものもあり、判断がつかないものも中にはあるため。また、名簿方式や原票方式、等級表示や上限の変更、算定基礎や月額変更に伴う報酬の変更など基礎知識がなければ対応は難しいと考えます。)	実際に問題が表面化してから現状のような問題が多く存在していることを認識しましたが、WM上の記録とマイクロの記録が相違していたり、マイクロが存在しているのにWM上に反映をしていない記録があることは一部認識をしていました。(これほどひどい状況だとは認識しておりませんでした。)	自分だけではないが、事務所の他の職員も含めて、問題解決に向け組織の総体をあげ取り組んできました。また自分自身も記録問題を最優先課題と位置づけ日々のお客様対応、課員への指導を行ってきました。反省点としては組織総体としてお客様から預かった「大切なお金」「国が行なっているんだから間違いはない」といったおごりがあったのかなと感じます。もっと国民の側にたった行政をおこなっていればこういったことにはなっていなかったと感じます。
1169	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1170	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	人員増。	社会問題と認識している。 採用時(平成11年)から。	国民への謝罪とご協力依頼の精神が第一で、回答に向け早急に事務処理に勤めている。 基礎番号導入時の手番統合を当時徹底的に行えば、これほどまでの状況に至らなかったと思われる。当時採用はされていないが、勿論現職であるまま責任は現職の者が負うことは自覚し業務
1171	地方庁	その他(社会保険事務所)	無し	各制度に精通する専門担当者の設置とともに、職員の増員、回答システム などシステムの開発が必要であると考えます。	パソコンやWMの無い時代からの、国の政策として行ってきた業務ですが 情報の処理や管理の甘さなどとともに、事業所から提出のあった届書の チェック、該当者への通知等情報の共有が無かった為起こった問題と考えます。 マスコミ報道の後、職場集会にて知りました。	国民の皆様にご迷惑を掛けてしまっていることは間違えの無いことであり、 現社会保険職員として、全力で解決をしていかなければいけないと考えます。 できれば社会保険職員(公務員)として問題み取り組みたかったです。
1172	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	時間をかけても、社会保険職員退職者及び職員による記録の見直しをすること。	被保険者の記録が、正確かどうか不安になりました。 時期は覚えておりません。	記憶では、担当部署ではなかったので積極的な行動は起こしませんでした。 現時点で見た場合では、中央の社会保険庁と地方との間で、様々な問題があったのではないでしょうか。
1173	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	膨大な時間が掛かると思われるが、とく別便の回答が得られていない方々については、訪問しての確認作業が必要だと思います。	平成19年に年金記録問題が報道されるまで、認識していませんでした。	連日、目の前のお客様の対応に追われていました。 その為、受付した書類のうち、事後処理(他庁照会・再裁定など)が必要な書類が、滞留してしまい、その結果お客様にご迷惑を掛ける結果になってしまいました。
1174	地方庁	その他(社会保険事務局)	マイクロがあってデータ化されない記録があった	紙ベースのものをデータ化してほしい 検索機能を充実させてほしい	採用されてすぐに先輩から教わった 年金給付だったので、記録がなくても違う方法で探せば年金記録が 見つかる場合があると思いました	本人から年金記録を詳細に聞き取るように努力しました ただ、本人の曖昧な記憶だけに頼らざるえないことがつらいです
1175	地方庁	その他(社会保険事務所)	全部が全部ではないが、ゆーたもん脇もではないかと思われるケースがある特に第三者委員会の回答に関して、納得いかない回答が結構ある。申請者の記憶違いと思われるのがほとんどにもかかわらず。	特に思いつかない。一番最初の制度ができた当初の記録管理が問題のため今更、何やっても無理と考える。	政策の失敗と年金の仕組みを国民に周知しなかった政治家及び年金官僚の怠慢。年金記録問題を知ったのはマスコミがあほみたいに騒ぎだした2、3年前ぐらい。	下手にでるのは当たり前、苦情は黙って聞いていた。反省点については国民にも責任はある何も関心が無かったのにマスコミに便乗して大騒ぎしている。職員にも責任はあるが、オンライン管理に移行するのが遅すぎた、周知自体がぜん全然足りない出来ていない、制度そのものがわかりにくい、職員ですら難しいのに一般の方が理解できるわけがない。
1176	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	年金記録問題は、行政サービス向上のため、米国の社会保障番号のような国民番号の導入を、打ち出すたびに、マスコミをはじめとした各方面から「国民総背番号制」であるとか、「国家による国民管理の始まり」などの反発により、いつまでも基礎年金番号が導入できなかったことが、一番の原因だと思いますが、年金記録問題について、これまでの報道にあった既知の問題以外に私が特に知っていることはありません。	厚生労働省だけでは解決することは極めて困難です。 やはり効果的かつ現実的な解決方法は、国民おひとりおひとりに、確実に番号を振り、あらゆる行政サービスの権利及び納税、保険料納付の義務をこの番号によって行うことが必要だと思います。 プライバシーの管理や、解決すべきマイナス点もあろうかと思いますが、重複払い出しの可能性が否定できない基礎年金番号と氏名、生年月日、性別、及び常に異動する可能性がある住所により、ある個人を特定することは不可能です。 20年ほど前に、国民年金の担当をしていたときには、被保険者記録における生年月日訂正がかなりの件数ありました。なぜ、こんなにも、生年月日の訂正が市町村から報告されるのかよく実感がわかりませんでしたが、件数がかなりありました。また、年金請求者にも被保険者ほどではありませんが、生年月日訂正がありました。特に旧満州、台湾や外国で生まれた方に多かったような記憶があります。 そもそもいわゆるクロヨンの問題の解決や、被用者以外の方の所得把握については、今後とも必要です。 これらを併せ、出生したときに日本国政府がおひとりおひとりに1つ番号を渡し、国も地方公共団体もこの番号により、国民の権利及び義務を法の下の平等の下、行政サービスする体制を確保する方策以外にはないと思います。 さらに事業主が給与から源泉徴収している健康保険料、厚生年金保険料、児童手当事業主拠出金について、事業主の不正ができないようにするとともに、中小企業向けの納付猶予、短期融	年金記録問題と認識するまでは、年金裁定請求時に職歴や国民年金記録を整備し、裁定する方法により、結果的に確実に年金が支払われているものと考えていました。 年金記録問題と認識したのは、国会質疑やマスコミ報道があった平成19年ころです。	社会保険庁としてもっと早い段階から基礎年金番号を確実におひとりおひとりに統合し、きちんと基礎年金番号の目的どおりの施策ができるようにすべきであったと考えています。
1177	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。世間に教わりました。	「この問題」というのは(6)の回答のことでしたら、世間一般に知られていない問題はありませんので、方策もありません。	問題が公になった当初は、国民の年金制度認知不足による届出制の不徹底、それは周知不足と度重なる制度改変による煩雑さと、制度作成時の見通しの甘さから起きたものだと考えていましたが、[redacted]件数が1000万桁になったのは、「本庁」の職員の怠情によるものが明らかになった。地方のヒューマンエラーではこれだけの件数がでるはずがないと思っていたので、納得ができた。	桁の繰り上がりを忘れてパンチ入力させるとか、船保記録を放置だとか、常識を逸脱している話ばかりで、反省もなにも、元々やることやってないだけ。 まずはやることをやる。 当時の職員ではないので、省みることはできませんが、今からやり直すにあたっては、実務は電算システム次第だと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1178	地方庁	その他(社会保険事務所)	1・判明した年金加入記録を統合すると一部の人は年金額が下がること。 (世間的には加入記録が新たに判明すれば＝増額という認識がある。) 2・誤って他人の年金記録を統合されていることが判明した場合に、本人に責めがなくとも5年分は遡って年金返納を要求される。	1については、「正しい記録を」などとごまかさず、記録が出てくれば必ず増える わけではない旨を広報すべきであります。 2については、他人の記録が誤って統合されていたことが判明した場合は 年金返納は求めず、今後の分について記録を削って減額するなどの対処をすべきである。当人の責任ではないのに、なぜ遡って返すことが求められるのか。 虚偽の申告などが明白であれば遡及して返納を求めることは当然であるが、 それが明白でない場合でも一律に返納を求めるのは不合理である。	ここまで大きな問題になるとは思わなかった。 19年の6月ごろ、国会で騒ぎ出してきたのが最初に知った頃となります。	来訪者の申出に応じて記録・期間調査し、回答をする他なかった。 個人ではあまりにも荷が重すぎたと思います。 反省点は 庁の施策の無定見さ(特に業務センター) 現場の実情をほとんど知らない人間が机上の理想論で施策を打ち出し、 それが実態にそぐわず、事務所の来訪者の激増、事務処理量が急激に 多くなった結果、回答や通知が滞ったりし、いらぬ苦情をたくさん受けました。 とくに、1466万件の調査では、1ヶ月で回答しますなどという現場を知らない 人間が一方的に案内し、実際は特別便との並行処理で、事務所の事務処理がパンクするす前まで行きました。 特別便についても、共済組合については社会保険庁で記録管理をしていないのに、「基礎部分の支払がある」という理由で調査を受け入れ、結局業務センターの処理能力がないのに、それを超えた調査量が舞い込み、現在もいまだ未回答となっている次第です。 業務センターが自己の処理能力を十分に認識せずに、各種通知の乱発を続けた結果、事務所に全部それを丸投げして対応させた結果がこの体たらくだと思います。 今回の年金記録問題の「A級戦犯」は業務センターであることを確信しています。
1179	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし		採用になったとき、コンピューターが使用されていなかった時代の全国民の記録を紙で管理していたことに驚いた。その記録を現在のシステムに統合されていなかったことに不安を感じつつも、年金請求時には、すべての記録が統合されるからということで、記録の統合作業にに人員を振り分けるわけにはいかないものなのかと思いつつも、はっきりとした問題意識をもっていなかった。 しかし、その後、マスコミ報道等により一般社会の認識としては、記録がきちんと整備されているものだというのが共通認識であることを知らされ、国民が期待している年金記録の管理と社会保	事務所へ数回出向し記録確認のお客様の対応を支援し、なるべく多くの方の記録を整備できるようにしようとした。 膨大な記録、保険料制度、にシステムが追いついていったものの記録の統合について、膨大な作業であることから、とりかかるのは無理とあきらめていたのではないか、統合作業をしたいと思った職員もいたかもしれないが、問題提起しても訴える場所が無かったのではないか、と思います。
1180	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在の職員だけでは対応しきれないので、OBやOGの先輩の経験や知識を活用する	業務課で新規取得の時に厚生年金の年金手帳をいくつもお持ちになっていた方が見えたので、他にもそういう方は存在するのではないかと思いました	基礎年金番号の導入の際に、もっとPR活動をして国民の皆様にかんしんをもってもらいたかった
1181	地方庁	その他(社会保険事務所)			国民に重大な影響のあることとして、特にテレビで大きく取り上げられてから知りました。	実際に適用調査課に配属されて、記録整備に尽力しました。この問題については、台帳管理の甘さが目立ったと思います。
1182	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	政治のことはよくわかりません。	いろいろ思うことはありますが…。	反省点はありすぎて書ききれません。 若い私達には荷が重いですが、一つ一つ対応していく、それだけです。
1183	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。		出来る限り、手番を基礎年金番号に統合しなければならない問題、と認識していた。平成14年に採用されて、適用課に配属されたので、基礎年金番号以外の手番の存在はすぐ知った。	窓口でお客様に対応する時、出来る限り、記憶を呼び戻すよう努力し、手番を基礎年金番号に結びつけるよう努力した。初めはこちらから情報を開示出来なかったり、手番が徐々に増えていく等、二度手間が多かった。
1184	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	コンプライアンスに基づいて受給者・被保険者の方々に納得いただけるように取り組みを進め、信頼回復に努める。	平成12年に年金給付課に在籍しており、老齢年金の請求者の中で未統合の番号があることを知った。	氏名検索等を行い、本人記録かどうかを本人に確認をしていました。 裁定請求時に氏名検索等を全事務所で行っていなかった。
1185	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません。		時期は、具体的に記憶していませんが、国民年金について言えば、オンラインが導入されるまでは、手作業による統台帳への消し込みや他管内からの転入者については、統台帳の移管により記録管理がされていたと思われるが、転出入時の記録洩れ、連絡洩れ等が生じていないか心配だった。	当時、市町村台帳と社保の台帳の突合を定期的に行った事を覚えている。 その事により、手作業による台帳消し込み誤りや、他管内からの転入者の連絡洩れによる記録洩れが判明すると思った。 ※転出入者については、市町村間でも記録の情報提供がなされていた。 また、オンラインへの切替時にも市町村台帳と社保台帳の突合を行い、不一致記録については、確認のうえ統一した上で、オンライン切り替えを行ったと記憶しているが、このように記録洩れがあること事態が不思議でならない。 もう一つは、三孔タイプライターによる記録巡達を2年毎に行っていたと思うが、その処理の突合がどうであったのか気にするところでもある。 ※資格期間外等への納付進達は、リストでもって返戻されていたが・・・
1186	地方庁	その他(社会保険事務局)		最後の1件まで記録問題を解決することは不可能。この問題をだらだらと長引かせることは、人も金もかかると思うし信用回復にもつながらない。 不正利得といった問題も発生すると思うが、ある程度は相手方の言い分を聞いて記録回復してあげ、年金記録問題というこの事案に早めに幕引きをはかることがいい方策だと思っている。		
1187	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	第三者委員会の拡充		
1188	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし			
1189	地方庁	その他(社会保険事務所)	架空の人間の健康保険証を交付しているケースがかなりあると思われる。また、実在する人物の保険証も本人の知らないところで交付されているケースもあると思われる。何らかの犯罪に使われているのだと考えられる。社会保険事務所でその疑いを持ってもほぼ何もしないのが現状。 私はかなり大掛かりな詐欺師グループと思われる案件を把握し、局にも報告したが、警察に相談することも許されなかった。(実際の被害が社保にでていないから) これらは架空の記録なので、将来、必ず浮いた記録となる。	現在20歳を超えて基礎年金番号を持っていない人は外国人を除いてほぼいないはず。そのような人が資格取得届を提出してきて、新番を払いだす前に、住民票の提出を求めるべき。	1.今でも、「消えた年金」については信じられないという認識。社保職員や自治体の職員が個人で横領したことはあっても、組織的に行われていたことはありえないだろうという認識。存在を知ったのは新聞報道。浮いてしまって見つけられない記録があるのはあっても、記録が消えたとは今でも思っていない。 2.浮いた年金記録は、昔から統合漏れがあるのは認識していた。昔はいくつもの厚年手番・国年手番を持っているのが普通だったという制度上の問題という認識。また、本人が年金証書をなくし、働いた記憶もないケースは、統合できない記録が出るのもやむをえないという認識。	1.記録が消えるはずはないので、とことん探す。私は「自分の親の記録と思って探せ」と教えられた。それでもなければ、記憶違いか、事業所が資格取得届をださなかったであろうとの対応。 2.浮いた年金記録は、昔の制度上の問題や、技術的な問題もあってやむをえない面もある。しかし、平成9年の基礎年金番号導入時に、もっと記録の統合をマスコミ等にPRして、積極的に行うべきだった。手書台帳からオンラインシステムに記録を移すのも、当時の状況がわからないからなんともいえないが、それを差し引いても〆サンだったように思われる。
1190	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	現在、実施中である年金定期便等の国民の方々へのアプローチ及びこれらに係るフォローアップについて、出来る限りわかりやすく誠意ある対応を行うこと、また、現在検討中の各種施策については、国民の方々の立場にたち、効率的、迅速かつ確実に実施することを最優先に考えることが必要と考えます。	当時、基礎年金番号が付番されていない記録が数千万件にも及ぶことや遡及訂正等について、認識しておらず、これらの問題が存在することを知ったのは一般的に明らかになった平成17～18年ごろだと思います。 これらの問題については、行政への国民の信頼を根底から揺るがす大きな問題であり、庁職員全体で、これまでの反省を踏まえ、最優先で取り組むしかないと考えておりました。	自分に与えられている戦務について、国民の立場に立ち、今まで以上に誠実に対応することを徹底するしかないと考えました。 この問題は庁の職員全体のコンプライアンスやガバナンスの欠如はもちろん国民のために何をすべきかという国民サービスへの意識の低さが大きな原因と考えております。
1191	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1192	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	最後の一人まで徹底的に記録を調べて、有無をはっきりさせるというのは実際困難と思われるので、第三者委員会の事務処理を速めて重点をそこへ移すべきと考える。	19年の新聞報道により知った。 また、かつては国民年金と厚生年金の年金番号は制度間で異なっていたため、裁定時に記録を統合することにしていたが、報道で言われてみれば、統合漏れは皆無とは言わないがあり得ることと思っていた。	当時は社会保険業務センターで再裁定をする部署にいたため、急増する再裁定の処理を進めるという対応を行っていた。 反省点としては、郵送物を一時期に発送するため、事務所の来客数が急増するため、対応できないのに来客を増やすことはかえってサービスの低下につながることにしかならない。
1193	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	全ての職員が年金記録問題に取り組むべきである。	平成9年に基礎年金番号制度ができたときに未統合の記録が多数あり、すべて統合することは困難であると思っていた。また、年金裁定時に本人から申し出することにより一定解決するものと考えていた。平成19年4月以降に現存者に対してねんきん特別便が送付され、事務所に大量の苦情、叱責が寄せられ問題の大きさを実感した。	来所されたお客様に対してできる限り詳しく聞き取りし、未統合の手番を統合しようとした。また、入念調査者に対しても電話による聞き取りや戸別訪問により記録統合に努めた。反省点として、年金制度は度重なる制度改正、特に平成9年の基礎年基金番号導入により問題が大きくなったと思う。平成9年当時にお金と手間をかけて未統合の記録を積極的に統合しなかったことが挙げあれる。また、個人の意識としても記録が消えるわけでないのであまり深く考えていなかった点を
1194	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		未統合記録については、年金裁定請求時に解消されるものと思ってました。 徴収部門において、偽装脱退や遡及月変等について事業所からの質問相談を受けたことがありますが、制度説明等により不可能であることを申し渡していました。	未統合記録がこのような件数(いわゆる5000万件)も存在するとは予想もしていませんでした。 事業所から届出があれば、内容については疑いもなく受付処理を行っていたため起こった問題と思われます。
1195	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	日本年金機構の定数以外で、年金記録問題に対応できる職員の増員(処分者も含み)。経験者のマンパワーに頼るしかない。	基礎年金発足時に統合されていない手帳番号が存在すること。 統台帳からオンライン化する際の入力誤り。 年金記録問題がマスコミ等で騒がれ始めてから。	被保険者から年金手帳が複数あると問合せがあった際は、その方の登録以外に、配偶者等についても問題ないかを確認した。 基礎年金番号発足時の広報不足。オンライン化の際の処理結果の確認不足。
1196	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特別便で1件でも記録問題が解決するように取り組んだが、最近定期便が届いた方から「領収書が手元にあるので、記録をまとめてほしい」との要望で特別便等の担当者が記録を確認したら、別の方に記録が統合されて、かつ、別の方の厚生年金期間との重複しているので、保険料を還付してしまっているというケースがあります。	記録問題も免除の問題のように国を挙げてとにかく1件でも減らすようにお話されてのこの取り組みの中では致し方ない面もあるかもしれません。 ただ、ミスをしない為にはたとえば国民年金の古い手番が氏名検索でみつかっても、短絡的に「共方のもの」と決め付けずに払出簿を払出庁から取り寄せて家族の人が他に加入していないかとか結構みかける名前の方であれば、余計慎重に取り扱う姿勢が求められると思われます。 このような取り組み方針を徹底していけばよいのですが、とにかく「減らす」ことを目的にしてしまう点が危ない結果を招くのではないかと存じます。	年金記録問題は私は国の問題と考えております。 時代の流れの中で年金は作られ、途中制度が改正されてきました。 1人1人に特別便でお知らせし、さらに定期便を出しておりますが、年金の考え方など制度面をどれだけの方が理解しておりましょうか。 また、国民年金にしてもたとえば、昭和61年3月迄はサラリーマンの妻は任意加入の取扱いで、昭和61年4月からは全員何らかの制度に加入しているなど「間違っている」と回答してくる方の多いこと。 国がもっと、年金制度をどのようなものかと考えて方針をだしてくだされば、広報でアピールしてくだされば記録問題もまた違った局面をもったかもしれません。	現在、記録問題の回答にあたり、1件ずつ丁寧に答えるしか方法がなく、誠実にその方のお手紙に沿って回答を作成しております。 ただ、現場で、1件ずつ丁寧に回答をしようとしても期日を設定されてその日までに回答するよう求められます。 自分ひとりの力では自分のできる範囲は限られており、課内で取り組みを反省しつつ進めますが、やはり、今後特に1月以降は事務所の人数も限られますので明確な事務所のあり方、ブロック本部のあり方を末端の職員が理解できるように割り振りしていただき、事務所での対応にも限りのあることをご理解いただきたいです。 もちろん、取り組むべきことは取り組みますが、このような機会も得られましたので言葉を添えさせていただきました。
1197	地方庁	社会保険事務所課長級以上	厚生年金記録の算定記録の登録もれがある。 取得日と喪失日の確認は、十分行うが途中の報酬の改定記録については確認が十分に行われていない。	マイクロの記録とオンライン上の記録の確認を行い補正するという地道な方法しかないと思います。	適用を行うとき過去の記録の確認を十分行わず、年金請求時に確認を行えばいいというように、年金記録の確認を後回しにした結果が今の問題につながったと思います。 基礎年金番号を付番した時点で、手帳番号の統合を積極的に進めるべきであったと思います。	年金相談時に基礎年金番号への統合もれの手帳番号が見つかっても、適用担当課での処理が積極的に行われなかったので、相談対応者としては手帳に記録を記載することしかできない状況でした。 現在のように申し出があればすぐに統合処理ができるようなシステムに改善すべきだったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1198	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げておりません。	実際にかけていたのに記録に入っていなかったケースはどういうケースが多かったのか、また、かけていると思っていたが、かけていなかったケースはどういうケースだったのか。 すべて国民の皆様に見ていただいた上で、納得が得られるなら、せめて加入期間だけでも自己申告で認めていくのも方法だと思います。 皆様の間に不公平感が出ないよう配慮しながらです。 また、納付年数の基準を思い切って引き下げるのも方法だと思います。	メディアで言われて初めて知りました。 信じられませんでした。 とてつもなく重大な問題だと思いました。	誠心誠意お客様の立場に立ち、全力で記録をお探ししました。 紙台帳をすべてオンラインに移していなかったこと。そしてそれを先送りしていたことが反省点です。 また、難しい制度ならなおさら、国民の皆様に制度の周知を徹底しておくべきでした。いわゆる「お上意識」が邪魔したのだと思います。
1199	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に思い当たりません。	現時点で謝金職員や賃金職員等を増員し年金記録の対応を行っているが、最後まで責任のとれる正職員の数が圧倒的に不足している。窓口対応や年金再裁定業務は経験が豊富な職員が行った場合のほうがスムーズにかつ、柔軟に対応できるので正職員の数を増員するべきと思われる。	新聞などのマスコミの報道を聞き、年金制度の根本を揺るがしかねない問題と捉え、真剣に取り組む必要があると感じた。	窓口にて来訪される方に、真摯に対応し、ご理解を得るしかないと思い窓口対応を行いました。 国民年金、厚生年金それぞれで制度運営を行っており、平成9年に基礎年金番号を導入した時点で年金特別便を発送しておけば、早い時点で年金制度に注目が集まり、正職員の数も多く丁寧な対応ができたと思われる。また平成9年時点では国民年金保険は市町村が対応していたため市町村での台帳の破棄もなかったと思われる。
1200	地方庁	その他(社会保険事務所)	新聞報道など以外のことは、存じ上げておりません。	できる限りのマンパワーを導入して、最優先において行うことが必要だと思います。 現状の通常業務を行いながらの調査ではどうしても調べきれない点も出てくると思うので、専門の担当をできるだけ多く割り当てることが必要だと思います。	平成9年1月1日時点で基礎年金番号が導入されたときに、複数番号を持っていた人に対しては統合するように依頼の手紙を出していたと聞いていたので、 このような問題が起こるとは想像していませんでした。 まれに複数手帳を持っているひとはおられましたが、例外的な存在と思っていました。 新聞報道にて問題が発覚してからここまで大きな問題であるとの認識しました。	年金手帳を複数持っているであろう人には必ず、一本に統合するようしつこく進め、実際にその場に持ってきておられる場合は、即座に統合処理を行いました。 年金を請求されるときに、記録を統合すればよいという考えに基づいて動いていたことは反省すべき点であったと思います。
1201	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ありません。	年金記録問題の原因としては、社会保険庁によるもの、市町村によるもの、被保険者によるものと様々な事があったと考えますが、いずれにしても被害にあわれた方を一刻も早く救済するべきものと認識していました。 また、この問題を知ったのは、平成19年頃でした。	少しでも早く年金記録を回復して、被害にあわれた方を一刻も早く救済するため、所属課を超えて、事務所としての対応に率先して対応しようとしました。 年金記録問題自体も大きな問題ではありましたが、国民の皆様の不安が煽られた事により、より混乱した状況になったと考えます。 問題が判明した時点での、国民の皆様に対しての説明が不十分な部分があったと考えます。
1202	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	既に進行中ですが、集約化により、判断基準の平準化が見込まれると思います。また、分業化により一人一人の作業が単純化するので、担当の入れ替わりの際の引き継ぎが容易になると思います。	主にマスコミ等の報道により知りましたが、完全に解決することが非常に困難な問題と思いました。	可能であれば1件1件丁寧に対応したいと考えていますが、処理速度と反比例するだけに、バランスを取りながら調査業務を行っています。 また、当時の知識を有する職員が少ないため、ボランティアでこの問題に詳しいOB・OGの協力をいただきたいところです。
1203	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	長期的な視点に立って、ミスの無いよう、慎重に対応すべきと考えます。	問題となる記録そのものが、自分が生まれる前や入庁する前の記録であるため、マスコミ等で報道されるようになるまで、このような問題が存在することを認識していませんでした。	社会保険庁からの指示に従い、早急な問題の解決のために努めてきました。 反省点 ・基礎年金番号発足時の準備不足とその後の対応の遅れ。 ・十分な事前準備のないままに年金特別便が発送されたことにより、来訪者に多大な迷惑をお掛けした。
1204	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号が導入される前まで、手帳の記号番号が複数あることについて、本人の管理の悪さと考えていた	基礎年金番号導入以降に年金給付課に配属されたため、請求手続きの時に手番漏れが無いように気を配っていた しかし、障害年金などで本人が請求できる状態では無い場合や遺族年金の請求で婚姻以前の手番など本人と確定する事が難しい場合があった(他の家族でも確認出来ないことが多々あった) 氏名、生年月日、職歴だけでは管理が困難だと思ったが、厚生年金制度が出来た時から現在までのシステムの良し悪しだと思っていたので、事務所職員ではどうしようも無いと思っていた
1205	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				
1206	地方庁	その他(社会保険事務所)		台帳等の見直し、突合せにより正しい記録に反映させる。	平成19年に知る。記録を正常な状態にせねばならない。	相談者に対し親身になって、納得のいく対応を心がけた。 制度発足以来これまでの記録管理が雑であったと思う。
1207	地方庁	社会保険事務所課長級以上	記録が見つかったからといって、必ず増額になるとは限らない。 期間が増であるにもかかわらず、平均が下がり減額になるという理不尽な制度の改正を望みます。 脱退手当金を受給しているのに、支払日が加入中にかかっているという理由で取り消しになるの	説明責任は問われるとは思うが、すべてが社保庁の責任ではないはずである。 個人の都合による、生年月日の偽届、前歴を知られたくないという理由の新番払い出し、現配偶者に知られたくない旧姓等、すべてを社保庁責任にされ、誤るのはおかしい。	大臣がすべてを解決すると答弁していたが、身寄りの無い死亡者もあり、すべては無理だと思った。 19年6月頃	迷やかな支払業務が債務を得ると考え、自分の目の前にある書類を滞留させることの無いよう進速事務をした。しかし、業務センターでの支払いが遅く、数々の苦情をうけた。6ヶ月以内での支払いを謳っているが、実際には1年以上手付かずと思われるしょるいがあり、はがゆい。 死亡者の転給等、書類を揃えるのが難しく、支払いがスムーズに出来るよう整備していただきた
1208	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	解明可能と不可能な記録(不備、年齢的な問題)を明確に分けて、対応するべきでは。解明不明分は公示等を行い別保管とし、一定の決着を図り、解明の可能性のあるほうへ集中する。 なお、国民の理解を得るために、原因解明に要する予算のなかから、一定の年齢以上のものに精算金等を交付し政治的な決着を図てみてはどうか。	ここまで解明できない記録が多いとは、大変な問題として捉えた。意識し始めたのは過去に裁定済みの受給者から再裁定処理が多いと感じたとき。 でも、当時は裁定の訂正があるのだからと納得していた。	一人でも多くの記録を解明したい、そんな思いで窓口対応したが、人間の記憶のあいまいさ、偽名等一般的にはありえない事例の多さ、記録の不備等驚いた。また、せっかく判明しても、年金額が下がる事例等があり、怒りをぶつけられ憤りを感じた。 これまで、加入記録は裁定請求のさい統合すればよい、保険証をいそいで交付せよ、あくまで年金は後回し、そんな考えが原因の一部ではなかったのか。
1209	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	引き続き旧台帳及びマイクロの確認作業、並びに、被保険者等への電話等による確認を地道に実施していくとともに、お客様への照会が円滑に進むよう年金制度への正しい理解をいただくための広報が必要であると思料します。	複数の年金手帳記号番号を有することによる問題と認識し、過去記録の整理に尽力したところです。同記課による存在を知った時期は平成11年頃です。	過去記録の整理業務に携わった数年間は、WMや統台帳による確認及び被保険者等への電話照会により記録の整理を深夜まで上司・同僚と取り組みました。 また、近年の年金記録問題が惹起して以降は、氏名未収録年金記録に係る記録補正を担うとともに、窓口対応に尽力したところです。 現在はこのような問題が新たに発生することのないよう、各種通知、事務連絡を要約のうえ全職員に配付するなど事故防止に努めているところですが、今できることを以前はなぜできなかったのか、その仕組みを作れなかったことが反省される点です。
1210	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	年金問題に関する国民の不信を客観的に受け止め、真摯に処理していくことだと考えます。 センターにて一括処理するなど、専門性を高めることが、効率、モチベーションを高めることに有効なのではないのでしょうか。	数々の法改正、手番の存在、紙台帳から電子管理への移管の際に発生した問題だと思います。 しかし、もう少し前から意識を高めていれば、ここまで問題にはならなかったのかもしれないと考えます。	今までの年金記録管理の経緯を知ることが重要と考え、先並方より学びました。 しかし、他の種類の業務に従事しながら、年金記録問題に取り組むのはミスのもとになることから、一括処理にて専門的に処理することが必要と考えます。
1211	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道されている以上のことは知りません	一時的ではなく、継続して年金問題に携わる人員の確保と十分な教育が必要と考えます	マスコミ等で報道があるまではごく稀なケースで、記録漏れがこれだけ多数あるとは考えていませんでした	照会があったものについては市町等の記録の確認作業をおこないました(国民年金)反省点としては組織として本腰をいれる事が遅れたため、記録の確認作業がより困難な状況になってしまったこと、浮いた記録についても被保険者、受給権者が会社名等を思い出せない場合はこちらから案内できない取り扱いになっていたため、双方が統合されていない記録であることの認識をもっていても、最終的に記録統合できていない記録が多数のこっていたこと
1212	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般と同じだと思います。	年金記録調査の申立てをする人の中にも明らかに本人が勘違いしている場合もあれば、フォローアップなどで電話確認する際に「今もらっている年金で満足です」とおっしゃる方もいる。 国民年金に関しても毎月漏れなく納付されていても40年の中で1度だけ忘れるということもありえると思う。 先日報道で、一定の基準を満たせば納付済として認めるという話を聞いたが、言ったものが得をするようなことはあってはならないと思う。認めるのであれば全員を認めなければ不公平ではないかと思う。	年金記録問題といわれるまでは、基礎年金番号に統合されていない手帳番号が存在することは知っていたが、一昨年頃から報道されているように、オンライン化されていない記録があることまでは知らなかった。基本的には、年金裁定時に職歴を確認できるものだと思っていたので特に問題だという認識はなかった。 実際に、年金記録問題と報道されるまでは、色々な問題の存在を知らなかった。	年金記録問題としての認識がなかったため特別な対応はしていない。 現時点でみた反省点については、現在の記録についてはオンラインで管理されているので問題ないかと思うが、手書き台帳などで管理していたさいのミスのチェックが不十分だったのではないかと思う。 また、同じ人間が複数の厚生年金手帳を持っているなど(最高で1人で10冊ほど)、制度周知が本人だけでなく事業所へも徹底できていなかったと思う。制度設計時に転々と転職を繰り返す人
1213	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	地道に、こつこつと進める。	転職をする度に、新しく手番が払いだされた分と考えていました。 国民年金の納付記録が消えるとは信じられませんでした。 一連の報道等で、いろいろなケースが伝えられて知りました。	
1214	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	職員の人数を増やし、1つ1つ丁寧にあたる。	基礎年金番号とは別の番号をもっているのは、将来の年金額が正規のものではなくなってしまう可能性があると認識しました。入庁したとき(平成14年)に知りました。	厚生年金適用課のとき、加入の際の基礎年金番号を可能な限り特定し、番号の二重払い出しの防止に努めました。現時点では、制度発足当初より1人1番号の徹底化に努めるべきだったと
1215	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		このような問題が起きるとはまったく思っていなかった。問題が存在することを知ったのは、4、5年位前だったか。	信頼回復のため、記録照会回答を1日でも早く終了するために努めた。
1216	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	10月まで事務所にいましたが、来客・電話の数に対して、職員の数が足りません。賃金職員の数ばかり増えましたが、教えるのにも時間がかかり、職員の負担が減っているとは、思えません。時間が足りないので、特別便の調査に対する時間も限られてしまいます。早く調査を専門にする、それだけに集中できる部署ができて、職員数も充実しないと、自分の持っている仕事の片手間に調査をしているばかりで、解決できないように思われます。	基礎年金番号を導入したときの、広報や呼びかけが足りなかったことも、記録問題を作った一因ではないかと思いました。年金受給の際に、一人ひとりに記録を確認していると聞いていたので、本人の記憶もれ以外のもれなどはないものと思っていました。マスコミ等で騒ぎだしてから大きな問題だと知りました。	特別便が始まってからは、窓口でも電話でも、そのお客様の疑問が解決するまで、納得してから帰ってもらうように努めました。反省点は、制度が変わったときの説明や広報が足りないことと、特別便等に同封されている資料等もわかりやすくする必要があると思われます。
1217	地方庁	社会保険事務所長	特になし		5000万件の報道がなされたとき、信じがたいことだと思いながらも基礎年金番号に統合されていない記録が大部分だろうと楽観していた。 しかし、報道や通知により電算化されていない記録が多く含んでいたことが判った。 自身としては、電算化前に厚生年金の記録管理(適用課)に在籍し、資格喪失時の記録進達、5年に一度の中間進達で被保険者台帳のコピーをとり本庁あて送付していたのでこのような大規模な不明記録があるとは認識していなかった。	現場としては、1人々、1件々対応するしかすべはなく少しでも多くの記録を見つけご本人に提示できるよう、また、紙台帳管理時代を知らない職員に検索のヒントとなる事柄を指導した。(本人のカナ検索では判明しない場合、同僚名での検索をするなど) 記録管理の認識のなさが生んだものと考える。基礎年金番号導入時に一定の案内はしていたものの さほど記録確認の来訪はなかった。 当時から5000万の未特定記録がわかっていたのであれば、記録統合の件数等から広報が必要だったことは用意に判断できたはずである。 特段の広報もされず放置したのは行政の不手際思わざる得ない。 よく「被保険者の認識が足りなかった」の論調を耳にするがこのことこそ、記録管理を軽視した発言と受け止めている。 しかしながら、コンピュータのなかった時代物理的な問題もあったと考える。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1218	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		大変な問題であり、早急に解決しなければならない問題と認識している。 但し、既にお亡くなりになった方の記録確認については、ご家族ですら不明な場合が多く、到底100%解決は不可能と推察します。 なお、基礎年金番号導入以降の記録未統合の案件については、行政のみならず、加入者側の責任も一部あるものと思います。	年金記録問題に関する業務に積極的に関わり、受給者の方を中心として少しでも早く処理を進めるよう努力してまいりました。 年金記録問題について反省点をあげるならば、行政側が広報活動を積極的に行ってきたかどうか。そのため加入者側が年金に関して重要なものとの認識が少ないままではなかったか。つまり、「年金教育」を始めとする広報活動の不足が大きな反省点であると思います。
1219	地方庁	その他(社会保険事務所)		氏名・生年月日・性別等が誤って収録されている物がある以上、まずは収録されている情報を正しくし、全てのきろくがどの事業所で加入されていたのか容易に確認できるようにならないと何も進みません。 地道に取り組んで行くしかないのでは。	採用時に業務課に配属となり、資格取得を処理する上で過去に手帳の払出があると思われる方でも「新規加入」で届出される事例が非常に多かったと記憶しています。 また、平成7年頃から数年間国民年金に携わり、初めて領収書があるのに台帳に転記されていない事例を見ました。 そこからは、コンピュータ上の記録が不完全な物だと言うことは認識しており、それを踏まえてご本人に確認はしていましたが、ここまで多いとは思わなかったです。 当時は、間違えることを前提での考え方ではありませんが、多くの人の手を介して事務を行う中では多少の誤りはある程度やむを得ないと考えていました。しかし、ここまで多いと「多少」では	取得届でいえば、できる限り確認はしていたつもりですが、ご本人が過去のことを話したがらない事例や、事業所の事務担当者がうるさがったりと言う事例がありましたので、もっと良く確認していれば少しでも「宙に浮いてる年金記録」を減らせたのかと思います。 また、年金給付課に属していた時に、もっと良く職歴を確認していれば、上記と同様に少しでも減らすことができたのかと思います。(できる範囲で確認はしていましたが、今見ると自分の想像を超える名前の読み方で登録されている事例があるので)
1220	地方庁	社会保険事務所課長級以上	厚生年金基金との記録突合について、突合結果、老齢厚生年金が減額となるケースが多々見られる。	厚生年金基金は代行返上等複雑であるため、代行返上済み記録の補正や、再裁定により年金減額返納となる取扱等について、取扱いについて示してほしい。		
1221	地方庁	地方社会保険事務局長	特に思いつかない	特別便や定期便に対する申し出について、しっかり確認し記録整備を進める 紙台帳とオンライン記録との突合せは、膨大な経費と時間が必要であり得策でないと思う 受給中の高齢者の方々の記録整備はほぼ片付いたと思われるので、訂正申し出などの年金再裁定を迅速にしっかり取り組んでいくことが必要	これまでの仕事の経験で、記録管理は社会保険庁の最も重要な資務と思っている 問題の所在は社会保険業務センターでの記録統合作業(電算処理)、再裁定業務の経験で承知していた	そのつど、その場面での処理を真摯に対応してきたつもり 記録統合処理を担当しているときは、事故リストや賞告リストをきちんと現場で処理しているものと認識していたし、再裁定部門では、現場窓口でしっかり事情を把握し、職歴との突合せ、年金手帳の確認などが十分に行われているものと考えていたので、自分の資務としては迅速に効率的に処理することだと思い、それぞれの場面で、超過勤務もいとわず率先して対応してきた 基礎年金番号導入時を契機として、オンライン記録の整備を確実に実施してくるべきであったと思う 年金請求時に最終的なチェックとして紙台帳などとの突合せが確実に行われてきていると理解していた
1222	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません	的確に事務処理を行なう	年金相談時に記録を確認するとのことでの認識であった。	平成9年に基礎年金番号のお知らせをしたが、定期的に被保険者あての連絡を行なう必要があった。
1223	地方庁	社会保険事務所課長級以上			平成19年6月頃。記録の統合がされていないのが多数あると思った。	本人からの話や文書での照会について、調査し、確認できるものは一人でも多くの方に回答しようとした。
1224	地方庁	その他(社会保険事務所)		予算を創くのは難しいこととは思いますが、やはり専門にこの作業に取り組む職員がいれば、効率よく進められるだろうし、時間短縮にもつながるのではないかと考えます。	十分な制度周知がされず、年金記録に対するお客様の関心が薄いためにこのようなことが起こったと思います。 また、なぜ記録の転記やデータ移行の際に十分な確認がなされなかったのかを疑問に思いました。	個人情報であるからこそ、慎重に、お客様から当時の状況をお伺いして、思い出していただいたり、こちらから提示できる最大限の情報から記録の統合につながるよう心がけて望みました。 問題視されてからの対応が後手後手になってしまったのではないかと思います。相談窓口の待ち状況などは、問題が浮上しなくても対応できたことではないかと思います。
1225	地方庁	その他(社会保険事務局)				
1226	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	現状でおこなっている作業人員を増員し作業の迅速化をはかる。過去の年金記録に対する深い知識を有している人間を責任者に配置する。	年金記録問題については、消えた年金問題が騒がれ始めた時期に知り、問題としては記録統合されていない記録が5000万件有るとゆう認識でした。	対応としては、特別便による電話及び来客されるお客様に対し誠心誠意対応した。平成9年に基礎年金番号を払い出しから5000万件も未統合記録が問題視されるまでの期間に未統合記録に対する対応が行われなかったことが反省点と考える。
1227	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません	特にありません	マスコミで取り上げられる前に基礎年金番号の未統合者が多くいることは、電話等の対応をした際に感じたことはありましたが、裁定請求時までに手続きを終えれば問題は無いと認識していました。 国民年金保険料については地域の徴収組織(町内会など)で、集めた保険料を市役所に納めないで流用している人がいるとの、話を聞いたことはありましたが、私が知っている範囲では悪意	マスコミで取り上げられ、連日報道されるまえに、年金週間などで基礎番の統合率の公表や手続きの時期について正確な情報を発信することが出来ていればよかったと思います。
1228	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	システム改善と対応できる能力のある人員の確保	報道され始めた時。	窓口で他手番の確認を怠らないなど。
1229	地方庁	社会保険事務所課長級以上		業務と平行して行っていくのは難しいところもあると思います。誤り等を防止する意味でも、完全に切り離した方がよいのではないかと考えます。	正直なところ、別手番があることは、届出制であることから特に問題と認識はしていなかった。国民年金の被保険者台帳からのWMへの切り替えは、国民年金の業務をしていたときに誤りはいくつか見つかっていた。	現場では個別に誤りが見つかることがあります。それが、どの程度であるのかということはあまり考えていなかったと思います。
1230	地方庁	その他(社会保険事務局)			なぜ今まで取り組まれてこなかったのかと感じた。 H19.4頃	自分は再裁定を担当していたのでできる限り迅速に処理をした。 年金は一度限りのものでないので、これからの管理のしかたが大事ではないかと思う。
1231	地方庁	その他(社会保険事務所)		例えば一人の職員が、通常の業務を行いながら、年金記録問題についての業務も行うというのは難しいと思います。それなりの人員をさいた上で、それだけの業務を行う必要があるのではないかと思います。また、それには昔の記録に関して詳しい、OBの方の力が必要であると思います。	最初は未統合の記録の問題という認識でしたが、実際に相談をうけながら、国民年金の納付記録がオンラインに反映していない、資格記録の重複が多すぎる等管理の問題だと認識するようになりました。また、そのような問題が存在することを知ったのは、5000万件の年金記録がいわれるようになってからです。	過去の記録については、相談をうけた時に確実に確認するように、現在の記録については、届書等の審査・入力を丁寧に確実におこなうことを、前にくらべて強く意識するようになったし、実際そのように業務を行うようになりました。また、相談をうけながら思ったことは、オンラインに切り替わる時の作業をもう少し丁寧にやるべきではなかったのではないかと思います。
1232	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	台帳との突合を早急に行いオンライン上でしっかり記録を管理してから調査対象者の記録を確認する。	年金問題が発生した時にはじめて知りました。 それまでは正直このような問題が起こるとも思っておりましたが 発生した当初から重大な問題だなと思っておりました。	正直問題が大きすぎて日々業務をこなすことだけしか考えられませんでした。 ただ、相談にこられた方・対応させていただいた方には親身に対応していこうと心構えし対応させていただきました。
1233	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		過去の記録だけに台帳から探すことの難しさを認識していた。同じ調査対象者でも経験者とそうでない人の差を痛感していた。	調査で探すことができない分について、経験者からの助言をもとに再調査を行なっていた。 台帳記録を機械へ移行する時の配慮が欠けていたのではないか。
1234	地方庁	その他(社会保険事務所)		1件1件こつこつと調査をすすめていくしかないと思います。住基からの情報を提供してもらうため、市区町村との連携は密にする必要があると思います。	最初に配属された係で期間照会業務を行なっていたので、基番に未統合の手番があることは認識していた。	実際に届出をいただいた照会に関しては、年金の裁定時にいただいたものがほとんどであったと思うので、できる限り早急に回答できるよう処理を進めた。 未統合記録の存在を認識していたが、報道されているほどの件数が存在しているとは知らなかったので、もっと早い段階から未統合記録の存在を公表して積極的に持ち主と思われる人にアプローチしておけば、もっとスムーズに記録の特定が可能だったのではないかと思います。(ご本人がお亡くなりになっており、ご遺族の方が本人記録と確認とれないケースが多々あるため)
1235	地方庁	その他(社会保険事務所)	分かりません。	記録確認対象者や再裁定対象者にはどうしてこのようになったのか(原因)とこれからどのように処理をして、最終的にどのようになるのか(進捗状況)を丁寧に説明し、安心していただく。 対象者でない方(全国民)に対して誠実に対応する。	基礎年金番号設定以前の記録の制度・記録の管理状況に杜撰な点があり 記録を管理しきれていなかったことは否めない。 ただし、全て社会保険庁側の不備とは限らず、事業主や被保険者本人が適切に届出をしていなかったため、記録の統合に至らないケースもある。 問題の存在を知ったのはテレビや新聞で報道があった頃。	社会保険事務所での仕事は未経験で、自分にできることは限られているが、まずは信頼を失墜したことに対してお詫びをした上で状況を分かりやすく説明し、ご理解とご安心をいただけるようとした。 記録統合から再裁定が終了するまで1年以上かかるケースもあり、素人から見ればなぜそんなに時間がかかるのか?怠慢ではないか?と要に不信感と不満をもたらす原因となったので、迅速な対応が必要だったと思う。
1236	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1237	地方庁	その他(社会保険事務所)			過去の年金記録の管理不足から生じた問題報道されてから知った	お客様の立場に立ち、誠意ある対応をした。
1238	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上			年金記録問題の根本解決にあたっては、その起因について保険者(行政)側、事業主側または被保険者側かどちらに原因があったのかについて冷静に分析し、それぞれに対し具体的対策を講じなければ何時までも解決できない問題であると考える。 問題は多岐にわたることから、今回は次の一点について記述します。 社会保険(健保・年金)の適用除外の問題です。	社会保険調査官時代(平成3年当時)に将来問題となることが危惧(予見)されたことから、その対策の一環として、総合調査時には事業主(又は事務担当者)へ対し、次のような指導、アドバイスをしてきました。 将来のトラブル回避のため、市販の労働者名簿様式に社会保険の加入の有無欄を設け、適用除外者には厚生年金の加入の無いことを明示し、確認印等を求めて、労働者名簿は永年保存が望ましいこと。 現実的には、その当時"適用除外"であったことなど忘れ(あるいわ適用除外の制度さえも知らず)、勤務していた事実だけを主張される方がいかに多いか。(いわゆる、消えた年金、消された年金と評価される) このことは、被保険者ごとの管理している記録に適用除外期間を残す方法等、対策を講じないと
1239	地方庁	社会保険事務所課長級以上		最優先課題といいながら、平常業務は淡々と行うように指示があるが、職員数は減り、その上で年金記録問題に携わることは非常に過重労働と成り、病気になる者が増えてしまったことから、とにかく記録問題に携わる人を増やし、厚生年金・国民年金各々で調査班を作って対応することが必要であると考える。	長年の事務的な確認不足の積み重ねにより、被保険者に複数の手帳記号番号を払い出したがために記録が統合されていない。ならば、正しく統合していくしかないと認識した。 平成19年6月の年金記録問題の報道で知った。	社会保険に携わるものとして、お客様に不利益を被らせていることに対しては早急に記録の判明・回復をすべきだと思い、記録調査、照会回答に取り組むべきだと考え、現在も思いは変わらない。強制徴収担当をしているが、面談の際には特別便の回答をされたかどうかの確認も行うよう努めている。 記録問題に携わるとどうしても平常業務の進捗に遅れが生じてしまうので、記録の調査(市町村
1240	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	特になし	平成19年頃、問題になってからです。 すべての記録を見直し、正しい記録にてお支払いするために、私達は、努力すべき問題と認識しています。	窓口にて丁寧な対応を心がけ、年金受付時においても、相談時においても、もれがないように、気をつけました。 機械化により、すべてが正しいものと、考えていました。
1241	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	期間寛複補正に伴う減額についてを、特例的に返納を求めないなどの方策	過去の記録の不整備などが重なって起きた問題だと認識している。 社会保険事務所に採用されてすぐに知った。	お客様と窓口対応する機会が多いため、可能な限り過去の勤務歴等を聴取し、記録確認を行った。 氏名等が異なっている記録については、事実が判明したときに記録補正を行っているが、100
1242	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	専属のスタッフを編成して、その業務に専念する。	入庁したときはオンライン化されていたので、検索できない記録はないと信じていました。氏名検索できない記録があるのを知ったのは、基礎年金の始まった平成9年頃でした。	庁や業務センターに記録を問い合わせるしか方法がありませんでした。オンライン化にあわせて、すべて検索できるように時間をかけて、システムを計画すべきであったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1243	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	厚生年金保険法施行より70年近く経過し、 積もりに積もったものを、2～3年で解決するのは困難であると考えます。 もう少し長いスパンで考えるべきだと思います。 各種調査についても並行して行うのではなく、一つ一つを確実にこなしてから順序立てし、やっていけたらと思っています。	在職中に問題が発生した身としては 全力を挙げて解決する問題という認識ですが なぜ過去形で問われるのでしょうか。 未統合記録が5,000万件あるのはマスコミ報道で 平成19年5月にに知りました。	特別便・定期便にてレスポンスのあった方に懇切丁寧に、納得していただけるよう対応しております。 反省点として考えられること 記録確認の要であるオンラインシステムに記録が正確に移行されていなかったこと。これに尽きると思います。なのに入庁時に、ここのシステムは最新鋭で、すべてのデータが入っていると教えられた記憶があります。 ・氏名収録・生年月日収録が正確であればここまでのことにはならなかった。 ・今現在でもマイクロ記録等に未収録のものが多数ある ・統合をしてはいけないことから、昔は本人の記憶と完全合致していなければ別人記録とされ
1244	地方庁	社会保険事務所課長級以上		地道にOB等を活用し、特定するのも一つだが、そもそも存在しない人間の厚生年金手帳番号もあるので、1件たりとも未統合記録をなくすことは出来ない。	年金記録問題は、統合漏れ等未確認の手帳番号が多数存在すること、との認識でしたが、その後、記録問題の解決に携わるにつれ、社会保険庁側の事務処理のずさんな面が多分にあると認識した。しかしながら、定期便が始まった後は、事業所のずさんな事務処理も多分に見受けられるようになった。 基礎年金番号導入時より、未統合の記録が多数あることは認識していましたが、オンライン化以	オンライン化以前については、人間がすることなので全く誤りをなくすることは出来なかったことだが、基礎年金番号導入以降に過去記録の整備にもっと人を使っていれば、もっと早く未統合記録は減少していたはず。
1245	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知らない。	現時点で取り組まれている以上の方策は、思いつかない。	年金記録問題について、認識するような部署をあまり経験しなかった。年金給付を扱う様な部署(年金給付課や相談コーナー)に在籍しないと、なかなか分からない。 記録問題の存在は、記録問題が一般的な問題になってから知った。 昭和20年代以前のかなり昔の記録は探すのに苦労するという程度のは、聞いたことがあった。	調査を行う体制の中でできる限りのことはやるとの思いで対応してきた。 世間では、70年近く前の記録管理体制も現在のコンピュータの時代も同列に比較されているように思う。 現場では、その時代その時代で真摯に取り組んできたと思っている。本庁に集められたデータの管理がどうだったかは分からないが、コンピュータ導入当初は、現時点のデータを記録していくのが精一杯で、過去の記録まで収録する予算も余裕もなかったのではないか。システムも現在とは比較にならなかっただろうし、入力する術もなかったと思う。たとえば、昔のコンピュータは、カタカナ・英数しか入力できないのに、紙台帳にはフリガナがないなど。コンピュータも一挙に発達したのではなく、すこしずつ発達してきたのだから。 反省点というなら、コンピュータが発達してきたその時代、その時代に、過去の記録を取り込むための継続的計画と取組みがなされてきたかというところか。それも相当な予算が必要だろうから、計画に予算がつかなければ実行できなかったことになると思う。
1246	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません	社会保険職員OBの活用(過去の古い台帳で仕事をしていた人なので)	手番の記録があることは知っていたがここまで大きな問題になるとは思わなかった。	ほとんど手管理の時代の台帳が問題になっているので基本的には今後はこんな問題はないと思われる。今後は入力ミスをださないようチェック機能を充実していく必要があると思う。
1247	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	最終的にすべての記録を正しくすることは不可能なので、 早い段階で救済策を実施すべき。	記録問題がマスコミで騒がれるようになって初めて知った。 大変な問題だと認識した。	・記録問題解決のプロジェクト(特別便等)に参画した。 <反省点> ・ずさんな記録管理。 ・制度上の欠陥。
1248	地方庁	その他(社会保険事務所)			今年(平成21年)の4月から勤務し始めました。 初めて年金問題を知ったのがいつ頃かは、もう覚えていませんが、勤務前は、そのうち解決することだろうと思っていました。 しかし、勤務が始まり、特別便に関する仕事に触れるようになると、途方もないことだと感じました。今も、思っています。	マイクロをひたすら探すこと。探し出して不明のもの、未納のものを見つけ出したいと思う。 当時の社会保険事務所の方は、せめて名前の読み仮名、会社名など基本的なことは正確に行ってほしかった。
1249	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	本人申立てによる突合作業	本人申出による期間確認により、複数の手番が判明せず、受給できない期間が発生するとは思っていました。H5年10月個人照会担当になった時。	申立による記録確認を速やかに行う。特別便の処理方法に問題あり。また、過去記録調査には熟練度が必要。
1250	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	わかりそうな記録で連絡がつかない場合は、市町村の協力を得て確認をする。 未統合の記録・名前を何かの媒体で公表し申し出てもらう。	年金手帳は2冊以上あるのは、制度がちがうためあることはやむを得ない。 しかしながら、未登録の旧台帳がこんなにあるとは、思わなかった。	本庁・事務局の指示のもと窓口等対応で記録統合の処理を進めた。 平成9年1月に基礎年金番号ができたときに、順次統合調査を行えばよかったと思う。 当時も行ってはいたが、今みたいに記録も記載されずに大変見にくい表示とならていた。 また、年金給付時に統合をすればよいという安易な気持ちがあったのではないかと思う。
1251	地方庁	その他(社会保険事務所)		「何年以内で解決する」といった区切りをつけて国民にアピールするのではなく、多少時間がかかっても丁寧に調査するという姿勢を示すことが重要だと思う。期限をもうけるとどうしてもスピード優先で、見つかるはずの記録が見つからないこともある。実際に、自分の所属事務所ではないが、調査・回答する際に氏名検索すらせずに(もしくはし忘れて?)回答しているケースがある。	基礎年金番号導入時に宙に浮いた記録があるというのは適用課に在籍した当時(平成15年)に知ったが、その件数までは知らなかった。番号の調査については、業務センターで行っていると聞いており今ほど重要性を認識していなかった。	年金記録問題がマスコミで言われるようになった以降は、しばらくの間国民年金課に在籍していたので国民年金の記録調査に追われる毎日だった。 ねんきん特別便の送付は、一斉に送付するのではなくもっと長い期間をかけて送付してもよかったのではないか。特に、現役加入者についてはもう少し後のタイミングで送付するべきだったの
1252	地方庁	その他(社会保険事務所)		個々の案件で内容が異なるので、人手と調査期間をかけて、1件1件ずつ確実に調査・処理していくしかないと思う。		年金制度問題もあると思うが、年金一元化の際にでも、数年計画で調査や統合をしておけばよかったと思う。 また、記録がおかしいものについて、調査する部署が無かったことや、長年に渡る問題放置の積み重ねがこのたびの年金記録問題になっていると思う。
1253	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	今のやり方でいいから人員を増やすべき。 それと、なにより、安易に法律を変えたり判断基準を途中で緩和するなどといった安直な方針転換を行わないこと。せっかく終わらせてもまた振り出しに戻るので意味がなく、いつまでたっても解決しない。	本人の記録であるにもかかわらず、本人確認ができないために基礎年金番号に統合されず、年金額に反映しない記録として宙に浮いた記録があるという問題として認識していた。入社まもなく知った。	オンライン情報を駆使してなんとか本人に思い出してもらうよう努めた。 現時点でみると、当初はいろいろな検索の仕方等があることを知らなかったため、今ほど十分に検索できていなかったと思う。窓で対応する人の能力ややる気によって、同じような案件でも統合できた被保険者・できなかった被保険者が分かれていた。社保庁全体にそういう風潮があり、その人しか該当者なしと思われる記録であっても、本人が事業所名や期間が思い出さなければしかたがないので放置するということが多々行われていた。
1254	地方庁	社会保険事務所長	年金記録判明により記録統合の後、現在受給中の年金の額が減額となってしまうケースが時々見受けられる。 平均報酬額低下による障害厚生年金の減額 期間判明により喪失日訂正により4種・高齢任意期間の短縮により減額等々	減額にならないような時限立法など(時効特例のような)	本人の記録確認について、年金裁定時に本人からの職歴を元に記録調査を行い、被保険者記録を確認し裁定となっていた。 本人の記憶違い・忘れ。事業所からの届出のため事実に反した記憶による申し出などもある一方で事務処理については、紙台帳保管のためオンラインに載っていない記録の所在。 昭和61年に厚生年金担当となったとき。	一人一人のお客様の申し出を丁寧に聞くことで、調査対象を多くしていくよう努力した。 過去記録を早い時期にオンラインに載せる作業を開始できなかったかと思います。
1255	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無い。	期限を定めることなく、現在の取り組み(旧姓検索や住基ネットとの突合)を継続して着実に行う。調査担当者を増員し、調査のスピードアップを図る。	基礎年金番号に統合されていない記録が多数あることは承知していたが、裁定請求時に記録を整理するのでの問題は無いと周囲から教えられ、そのとおりであると認識していた。裁定請求時であっても本人の記憶のあいまいさから統合できない場合もあったが、まれなケースであると思っていた。 平成18年～平成19年のマスコミや野党の追求により、未統合の記録が5000万件にも上るこ	大多数の受給権者の記録は問題はなく、漏れや誤りがある場合は申し出により調査・訂正を行えば良いと考えていたので特に対応はしなかった。 5000万件もの未統合の記録の存在は地方では知る由はなく、庁や業務センターで知っていた者、または知りうる立場にいた者の責任が重いと思う。
1256	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	・全所体制で望むことが一番の解決方法と思います。 ・社会保険システムの充実もあればよいと思います。 例えば、マイクロ記録を見る「健保080」画面は前後が索引できない。 本人の生年月日が異なるときや同じ取得年月日の記録を確認ずる場合不便です。	厚生年金ができた昭和17年からの記録問題です。自分の祖父母等の年金に影響する重大な問題と思います。お役様の立場に立って考えます。 年金記録問題が存在すると知ったのは、平成18年ごろです。	平成18年から全所体制で通常業務にくわえ、年金記録窓口でのお客様対応、記録整備等を行い、迅速かつ正確に処理対応をしています。 この問題を自分自身の問題ととらえたか、お役様の立場に立って真摯に対応してきたかを反省点としてあげたいと思います。
1257	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	意見なし	・年月がたちすぎているため、すべてを解決するのはとても無理だとおもった。 ・問題発覚と同時。	・個人では届出のあったものについてしか対応出来ない。あとは本庁からの指示待ち。 ・年金制度発足当時に50年後、100年後のことを誰も考えていなかった。機械化の時にもう少しなんとかならなかっただろうか。
1258	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られてない問題は私知らないと思います	相談に来られるお客様に誠実対応することだと思います	大変重要なことだと認識して対応してまいりました。平成19年6月頃だと記憶しております	これまで通り誠実にお客様に対応していこうと思います。
1259	地方庁	その他(社会保険事務局)		現在準備を進めている画像検索システムはもちろん、あらゆる手段を用いたうえで、後は人海戦術で1件1件確認していく以外の方法はないように考えます。 とにかく市町村や国民の皆様の協力なしには解決できないと思われます。	存在を知ったのは大々的に報道されてからです。 制度及びシステムの度重なる変更に職員がついていくことができなかったこと、また、社慣な記録管理が招いた事態ではありますが、そもそも年金という制度そのものに関心がなさすぎたことも、結果としては問題を大きくした一因であると感じます。	将来に向かって同じような問題が発生しないよう基礎年金番号の管理を確実におこなっていくこと。これによって1人が複数の基礎年金番号を持つことを防止する。 また、はからずも今回の問題によって年金制度への関心が飛躍的に高まったので、これを一時的な兆候とせずに若い世代にも年金制度に関心を持ち続けてもらえるよう、接触できたお客様には丁寧に制度の説明を行う。 余談ですが、偽名・偽生年月日で事業所に勤めていたというお客様の対応をしたことがあります。私達職員がどれだけ注意を払ってもこのようなことをされては対処できません。制度を知っていただくことで、このような行為が少なくなると考えます。 もちろん、職員一人一人が大切な記録を管理しているという自覚を持つことが第一であることは間違いありません。 今回の問題で、社保庁の対応は後手後手に回っていました。自組織に問題が存在しないか常に監視し、問題があれば速やかに解決のために動く、そのスピード感をもつことが重要だと考えま
1260	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	現場での充実した相談体制、適切な人員配置を行い、サービス向上を図り、国民の理解と協力を得る。	平成19年頃知った。 長年の様々な問題が未解決のまま積み重なった結果だと思う。	問題の原因となったこれまでの経緯、解決に向けたこれからの対応への理解を図った。 反省点としては現職の職員に全ての責任を負わせるのではなく、全体で対処していく体制が必要だったと思う。
1261	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	調査をもっと早く正確にできるようにする。また、この問題が起きた事で国民の年金に対すり関心が高まったと思うので制度の説明と理解を。	検索や調査をしても記録がみつからない納得してもらえれば良いが、そうでない方や実際記録が見つかった方にとっては、この問題が出ずそのままになっていたら受給金額が変わるなど生活に係ってくる事なので、あってはならない重大な問題と思っています。 在籍中、今までも受給手続きの際に見つかった記録統合の処理などはしていたがこのような大きな問題との認識は無く、何年か前の庁からの連絡や報道などで世間で問題になってから知り	特別便や定期便の処理当番の時には迅速に処理をしました。また、記録照会の調査については、時間のかかる中でもなるべく早く本人へ回答が出来るように、市町村照会などを迅速に行いました。 今のようにコンピュータの管理では無かったので、書き間違いや書き漏れ、入力ミスなどがあったり、国民の年金対する関心や制度の理解などが今ほどでは無かった為に問題が起きたと思いま

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1262	地方庁	その他(社会保険事務局)	障害年金の不正受給は徹底的に調査が必要と思う。目や耳で障害年金を受けている人はほとんど怪しい。車を運転して社会保険事務所に来る人もいる。	すべての職員を新機構に採用する。民間人(素人)より経験者を年金問題に当たらせる。	採用時からベテランの職員に現在のような問題があることを教えられてきた。現場の職員はちゃんと取り組んできた。認識が無いのは、庁や厚労省の現場を知らない人だと思う。	自民党政権時のパホーマンスに付き合ってきた結果が現在である。問題をしっかりと見直すことが必要。すべての職員を新機構に採用し、経験者を年金問題に当たらせるべきである。また、窓口で名刺を渡すのも無意味、窓口担当者の精神的負担を増やすことになる。結局現場を分かっていないことが問題。
1263	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	経験者を中心に取り組むべきだのがいいと考えます。 人的に未経験者の方をいくら投入しても効果は上がらないと思います。	平成18年に年金給付課へ配属されたときには記録問題への意識が課により相違があると感じました。 年金給付課においては、支給する年金を決定するため、氏名索引等をして必ず記録確認を行っていたが、他課に関しては、年金請求時に確認するからと記録問題を重要視していないように思	上記については、 課で話し合いをし、必ず確認をするということを再確認した。 ただ、それも他課までを含めた対応にはならなかった。
1264	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1265	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
1266	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金を支払っていない事業所の役員や経営者がその分の年金を受給しているのは、おかしい。適用と給付は別というのは役員、経営者以外の従業員に当てはまるものである。標準報酬改ざん問題は大部分役員等に対してのものであり、マスコミにおいては改ざんされたという事のみを報道していたが、こういった状況はあまり報道されていない。国民年金加入者は納付しなければ、給付にならず保険証を取り上げられているのに、社会保険加入者は金を払わず年金を受給し保険証を使用している制度の不備です	事業が継続している限り社会保険を喪失できない、させられないというのは、理想であり非現実的です。法律で厳格に定めた上で中途脱退、強制喪失をさせるしかないと思います。	私は年金記録問題が発生してから入庁しましたので、外部にいたころは、社会保険庁による怠慢で発生したと思っていました。ただ内部で勤務してみると複合的要因での発生と思うようになりました。	年金記録問題発生後の入庁のため対応しようなし。
1267	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員一人一人が、処理すべき件数等、全体像を把握し、各課、各自の役割を明確にした上で、進捗を確認しながら着実に自分の処理を進めていくこと、そして当然のことですが、職員全員がこの問題を組織全体の大切な問題として認識して進めていくことが重要と考えます。	国民の皆さんの支払った大切な保険料に応じた年金を受け取るという当然の権利を侵害していたことになり、この問題が長年放置されていたことは組織の一員として責任を感じております。年金業務に携わった頃(5年前)から、請求者の基礎年金番号の他に多くの国民年金・厚生年金が存在することに疑問を感じたこともありましたが、深刻な問題として認識したのは、残念ながら大きく報道されるようになった平成19年頃からだと思われます。	年金の請求書類を受付、審査する際に、請求者の職歴を確認して、氏名検索090にて他の手番を確認することは、確実に実施しておりました。しかし、「将来老齢年金を受給する時に確認すればよい」「他の勤務先を思い出したら申し出てもらえばよい」と、職員に甘い考えもあったことは事実です。また、国民の皆さんに対しても、長年にわたって自分自身の加入履歴に対して注意深く確認することを周知できなかったことは、制度を運営する組織全体の反省点と考えられます。
1268	地方庁	社会保険事務所課長級以上		未統合記録については、本人確認が取れない記録が相当あると思います。 名寄せし、市町村に生存確認し、それでも判明しない記録はそのまま未確認記録とするしかないと思います。	全てを手作業で管理していた時期があるわけですから、当然発生する問題ではあったと思います。 国民年金記録のオンライン切替時期に、記入もれ、誤りは出てくるとは懸念していました。さん孔タイプで進達していた頃でも、事故となり、進達もれのまま切替されていたのではないでしょうか。 法定受託事務となり、市町村の関与がなくなったことも記録解明を遅らせている原因ではあると思います。	記録確認に来られるお客様に、あらゆる事態を想定しての対応です。記録間違いなのか、記憶違いなのかは分らないわけですので、基本的にお客様の言い分に対して、疑いの目ではなく、有り得ることを念頭に対応しました。 反省点としては、上記でも述べましたが、地方自治体の関与、協力をなくしてしまったこと。あまりにも中央自治体の意見を優先したため、地方自治体までもがそのあおりを食ってしまったように思います。 申し上げにくいですが、官僚の無責任な発言も混乱を招いているのではないでしょうか。公の場で最後のお一人まで解明する、救済するというには不可能な面があったのではないでしょうか。 記憶違いもあるとは思うのですが、きちんと納付された方と納め忘れていた方に同じ額の年金が
1269	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	被保険者・受給者の皆さんに制度について知ってもらう 特別便や定期便などで記録を確認してもらう インターネットや携帯電話のモバイルサイト等を利用して社会保険事務所の窓口だけでなく身近なところで自分の記録を閲覧できるようにする 厚生年金加入者については、資格取得時や算定時に事業主から現在の標準報酬月額等を通知することとなっているので、これを確実に行わせるための指導・監督を徹底する 60歳の裁定請求時に、本人に記録を確認してもらうほか、氏名、生年月日などから検索を行い、未統合になっている番号がないか、詳細に調査した上で年金の決定を行う。	未統合になっている記録が多数あり、受給額に誤りがあること ただ、一般的に報道されているように記録が見つかれば必ず受給額が増えるとは認識していなかった、結果逆に金額が下がり返納してもらわなければならないケースも想定できたことから、記録が見つかればそれで完了とはならないため、根の深い問題であると考えていた。 また、記録がみつからなかった場合、見つかったが本人の認識よりも期間が短いなど、必ずしも本人の希望通りとならないこともあることから、どこまできめ細やかな対応ができるかも不明な部分があったこと 記録問題については、ニュースやマスコミ報道などで知った	お客様より記録照会があった場合は、これまで以上により詳細に当時の状況などを聞き取り、より調査する際の情報を集めるようにしている また、裁定請求の受付時には氏名の漢字などを確認し複数読み方がある場合は可能な読み方をできるだけ考え氏名検索を行うようにし、ほかに漏れが無いか確認している 反省点 記録問題については受給者に正しい年金を支払って完了となるが、あまりにも時間がかかっている、記録照会から支払まで1年から2年かかるケースもある これまでは、本人の申し出がなければ記録の照会・統合を行っていなかったこと 基礎年金番号がなかったため、複数の年金番号が払い出されるケースが多くあり、これを防ぐ手段があまりなかったのではないかと考える 被保険者自身が自分の記録を確認できる機会があまりにも少なかったことと、年金制度自体に関心があまりにもなく、自分の記録がどのように管理されてるかに無関心だったことなど、年金制度の広報不足が最大の原因だと考える
1270	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録が見つかった場合の年金受給者の再裁定で、最近受け付けしている分は3ヶ月位と確認しました。 しかし以前の受付分で1年以上時間がかかっている分では、なぜ時間がこんなにかかるのか納得されないお客様が多数です。 また、直接的には関係ないかもしれませんが障害厚生年金の裁定も同じくらいの時間がかかる場合があり、時間短縮に力を入れてもらえたらと感じます。	年金制度の欠陥した部分だと思う。 17年10月から採用されたが、事務所の人たちが統合記録がないか気をつけてたので、すぐ知った。	国民年金業務課に初めて採用されましたが、記録問題前から、窓口などで制度説明から記録の確認・統合をしていました。 現在ねんきん特別便などによって、来られる方の名前を氏名検索して調べたときに、あまりにも漢字の読み違えなどがひどいように思われます。 また、高齢の方に非常に長い時間、裁定待ってもらわないといけないことなどの対応の遅かったことだと思います。、
1271	地方庁	社会保険事務所長				
1272	地方庁	その他(社会保険事務局)			現在の任期付職員に採用していただく前に、賃金職員で勤務していましたが、その採用前頃に年金問題を身近に考えるようになりました。 業務として携わっていないので、今現在あまり深く考えたことはないです。	
1273	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	再裁定の部門に重点的に人員配置したように、他に人的、業務内容的に厳しい部門があれば、そこを増員すればいいと思います。 また、来年1月で大勢の職員の入れ替わりがありますので、記録調査作業の進捗状況が滞ることのないよう、従前から勤めている職員がさらに底上げするとともに、新規職員に対する、現存の資料以上に丁寧な自主研修資料等ができればいいと思っています。	厚生年金記録において、カセットが開いていない記録(「930」による整備が必要な記録)自体が存在していることに、驚き、また、問題であると思いました。 存在を知ったのは、平成19年6月頃と記憶しています。	厚生年金記録調査に従事する中で、調査対象記録が、カセットが開かれていない記録であることを確認次第、すぐに「930」の処理をし、業務センターにてなるべく早く記録を復旧してもらおうとしました。 いろいろな考え方があると思われますが、昔からカセットが開かれていない記録があることについて、問題を指摘する声が挙がっていたと伺っております。 その時に少しでも整備がすすめられていれば、年金記録問題において、記録判明→再裁定まで
1274	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1275	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に無。	人員を投入し、徹底的に調査を繰り返し、浮いた記録を減らす。	年金記録が漏れていた場合、将来の年金額に関わる問題と認識した。 存在を知ったのは、問題が発生してから。	少しでも年金記録漏れが無いように調査をした。 基礎年金番号導入時に年金記録の調査を徹底的にすべきだった。
1276	地方庁	社会保険事務所長	特に無し	事務処理の期間について、もう少し長い期間での対応をお願いしたい。 組織が変わるので、新組織の船出がスムーズに船出した後に記録問題を解決したほうがいいと思います。(現場の経験者としての意見)	特に問題と認識はしていなかったので、具体的な数字が発表されたときは、正直、驚きました。どこでどのように数字を調査したのか? 年金請求は申請主義であったので、自己責任の下で各個人は裁定請求をしていたから、ごくわずかな年金記録については、大半の受給者は記憶がなかったのが事実であります。また、平成9年1月1日に基礎年金番号が導入されたときに年金手帳の番号の統合については、広報により周知していたので、未統合については、自己責任は大いにあると思います。 また、受給者・被保険者とも膨大な人数のデータを当初は、紙台帳で管理していたのが、コンピューター管理するようになったわけですが、委託業者・事務処理の方法(読み合わせ)等、予算面も問題もあったと思われます。	社会保険庁オンラインシステムを導入するときに、年金記録を機械化管理するのに、5年ごと・10年ごとの刻みで紙台帳からコンピューター管理にじっくりやるべきと思いました。 しかし、予算的な問題もあるので、現実は難しいかもしれなかったか? 組織の改変と年金記録問題の処理は切り離して取り組んでもらいたかったと思います。 社会保険事務所の正職員は初任者研修からスタートして、普通研修、専門研修等税金を投入して社会保険大学校で社会保険マンとしてのスキルを磨いてきました。現場の職員は被保険者、受給者のために仕事をしてきました。国家公務員の試験に合格し、誇りを持って取り組んできました。 国民にとって、大変重要な仕事をしているわけですので、今後の対応として、事務処理期間をもう少し長い期間、少しゆとりを持った取組を希望します。 マスコミの報道についても、事実と現場とかなり乖離した報道がありましたのでやはり本庁はマスコミに対して規制をするような方法も大切と思います。 年金手帳の再交付につきましても、無料では、重要であるという意識に欠けます。
1277	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	(6)のとおりありません。	平成17年より国民年金業務を携わっておりますが、当時は通常業務からは年金記録に問題があるとは認識していませんでした。その後、報道等でこの問題について大きく取り上げられるようになった平成19年春ごろより問題の存在を意識するようになりました。ただ当初は基礎年金番号制度ができたが、その際に手帳番号の統合がうまくいかなった番号統合の問題と考え、記録の中身自体について誤りがあるまでは認識していませんでした。その後、24時間のコールセンターの設立やねんきん特別便の発送に伴い窓口・電話等にて記録に不備があるとのお客様を対応するようになり、実際に氏名や生年月日・納付記録等に多くの誤りがあり、あまりにも管理がずさんであることを感じるようになり今日に至ります。	対応したお客様については、特に制度の歴史や当時の実務の流れなどについて経過説明を詳細にすることにより、年金記録問題についてご理解をいただけるよう努めてきた。また、この問題が大きくなった原因は、時間がかなり経過しており当時の資料や証拠書類がないものが多すぎる点にあると思います。想像になりますが記録を移管する作業や日々の対応業務の中で必ずこの問題を認識している職員がいるにもかかわらず、問題発覚が20年後、30年後となることを想定したためか長年の間放置してきたことに大きな問題があると思います。こういう誤りについて隠蔽せず早期解決できるような体制を構築できればと思います。例えば事務所側にその処理について過失があった場合についても、謝罪しかできず本来であれば受けることができる利益にについてその誤りにより受けられない場合についてもお客様の負担になってしまうケースがあります。賛否あると思いますが、残念ながら事務処理誤りがゼロになることはないと思いますのでこうした職員の過失によって生じた不利益について、もう少し積極的にお客様の負担とならないような法律やシステムができればいろいろな問題が早期に解決できたのではと考えます。
1278	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	無し。	地道な確認作業。	重複付番。記録統合誤り。 平成10年頃。	事業所、被保険者等の申し出により対応した。 もっと、積極的な働きかけが必要であった。
1279	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	どこかの課や、個人の担当意識をなくし、職員全員で解決に向けて行動することが必要だと考えます。	年金の期間についてもれがあるというような問題だと認識しておりました。 問題の存在を知ったのはニュースで盛んに報道され始めてからです。	当時はまだ職員ではなかったです。個人としては、送られてきた特別便に回答を送った程度です。 受付が手作業なところが反省点だと思います。もっとシステムにお金をかければすばやい回答

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1280	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	今後、受給者に対しても記録を確認していただくために通知を送付する予定であるが、 1会社名が不明である場合があること 2標準報酬が実際の受取額と異なっていること をわかりやすく、かつ目立つように記載することが必要である。 又、短期間に膨大な数の通知を送付するため 1コールセンターの人員の手配 2窓口の人員の手配 を十分にすべきである。 通知を送付しても、対応が十分に出来ないという事態は組織として最大の恥であり、なんとしても回避しなくてはならない。	基礎年金番号に統合されていない手帳番号が存在していることは認識していたが、これほど膨大な数になっているとは予想もしていなかった。 又、オンライン上に登録されていない記録が、何百万件も存在していることは予想すらしなかった。 このような重大な問題が長期間にわたり放置されていたことは、組織上の重大な問題である。	
1281	地方庁	社会保険事務所長	特に承知していません。	人員と時間をかけるしかないと思います。	行政側の責任は否めませんが、制度発足以降の事務処理(紙管理からオンラインへの変更など)、法律改正等、記録問題が発生してもやむを得ない状況もあったかと思います。 又、虚偽の氏名や生年月日での届出、被保険者証、年金手帳の管理不足、未提出等、被保険者、受給者側にも責任があるのではないでしょうか。 いわゆる「5，000万件の宙に浮いた年金」ということでは、公表、報道された時に知りました。	照会に対する早期・確実な調査・回答処理に向けた全所体制による取り組みについて職員に徹底し、対応しました。 又、自らも可能な範囲で処理にあたりました。 反省点としたは、被保険者証や年金手帳の目的、重要性について、政府レベルでの広報や、事業主、被保険者等への周知、指導にかけていたのではないかと思います。(制度発足当初から)
1282	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	記録担当の人員(制度に精通している)を増やし集中的に取り組む。 さらなる政治的判断が必要。	就職時すでに機械化されており、記録に漏れがあるとの認識はなかった。仮にあるとしてもわずかな数だと思っていた。 記録問題が起き始めて今までのずさんな管理状況を知った。	WMの記録が間違っていないという概念をすて調査にあたり、お客様の記憶していること等を聞き出し台帳等の記録からご本人の記録ではないかと思われるものを調査した。 様々なチェック体制がとれていなかったことが、問題だったと思う。
1283	地方庁	その他(社会保険事務所)		人員の確保		
1284	地方庁	その他(社会保険事務所)	3号記録の不備について 年金請求時に発覚した場合、3号特例の該当期間によっては受給権発生が遅れるケースがある。	国年20面面を加工して、本人に手続きが必要な旨を通知することはできないか？	複数の年金番号を保有しているのは、本人や事業主の責任にも責任があるが、その記録がカセットオープンされていないため、本人に情報を提供できないことについて、なぜ、全部の記録をオンラインかしないのか不思議であった。	カセットオープンについてシステム上あるいは、予算や人員の関係でできないものと思っていたが、今回の問題を受けて対応を開始しているのであれば、最初からやっておけばよかったのでは。 現実的ではないが、書類を永年保存にすべき。 国民年金の徴収事跡や納付書発行事跡についても、一定期間だけ見れるようにするのではな
1285	地方庁	その他(社会保険事務所)		物量的に膨大であるため、今まで以上に携わる人員を増やすことと、問題の共有意識を徹底すること	組織の信用を損ねる問題であるが、今までの積み上げの結果でもある。 意識するようになったのは、平成19年6月頃。	事務的な対応は避け、わかりやすい説明をこころがけた。また、実際の事務処理は1件ごとの内容を精査し、迅速な回答に努めた。 反省すべき点としては、やはり組織全体としてもっと早い段階で取り組むべきであったと思う。
1286	地方庁	その他(社会保険事務局)			記録が整備されておらず、宙に浮いた年金記録の存在を知ったのは平成17年頃です。 初めて業務課に配属された時に年金手帳を見て、統合されていない記録があることを知りました。年金を受給する時までに記録を整備すればよいのではなく、早急な処理が必要だと感じました。	お客様の年金手帳を見たときに統合されていない手番があれば、記録を確認し統合の処理を行いました。また、年金手帳を持っていなくても特別便や定期便で来訪された時に記憶との不一致がある場合には台帳やマイクロを探し、記録の整備に努めました。 国民年金や厚生年金に加入するときにその都度番号の払い出しを行っていたことが最も大きな原因だと思います。
1287	地方庁	社会保険事務所長	特に無し。	現在の確認作業を推し進めていけば良いと思うが、厚生年金の台帳等の記録で記録が抜けている分や消耗によりやぶっれている分の記録が本当に管理されていないのか、確認していく必要があると思う。	厚生年金の記録問題では、基礎年金番号が導入されてからは殆どの方が一つの番号に記録を統合する手続を各自が取っているものと思っていたし、年金の請求段階で確認が取れるものと思っていたので、問題としての意識は薄かった。 厚生年金の記録調査の担当課や年金給付の担当課に配属された事が無かったので、今回の記録問題が発生してからその件数の多さを知った。 国民年金の記録問題では、平成14年に国民年金の現年度保険料の納付方式が印紙から現金に変更になるまでの時代で、特に市町村から検認薄で報告されていた昭和60年頃までの時代には、その消し込み間違い等から市町村の納付記録と社会保険事務所で管理する紙台帳の納付記録との間に数件の違いが発生する可能性は認識していたし、国民年金を担当した58年当時も古い時代の分の納付記録が判明したことが有ったと記憶している。	国民年金の問題では、1日も早く印鑑検認から現金納付に変更するよう県(国民年金課)を通じ社会保険庁に要望したが、実現には至らなかった。
1288	本庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません	未統合の記録を少しでもなくしていくため、年金定期便の継続、年金裁定時の記録確認の徹底等確実に実施していくこと。	消えた5000万件が話題になった、平成19年春頃です。 当初は、記録は消えてはおらず、基礎年金番号に統合されていないだけですからちゃんと説明すれば判ってもらえるのではないか、マスコミが騒ぎ立て年金制度に対する不安をあおりすぎているのではないかと思っていました。	窓口や電話対応する際には、状況を丁寧に説明し理解してもらうように心掛けてきました。 もっと早い時期から記録の突合作業をおこなって、ご本人から自分の記録を確認してもらうことにより、事業主も含め、年金に対する意識を高めるようにするべきだったと思います。 保険者として、マスコミ報道にはもっと毅然と対応し、正しい情報を発信すべきだった。 年金記録の管理の甘さ、収納率にこだわりすぎたこと等、職員の意識にも問題があったと思う。
1289	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にない	特にない	特にない	特にない
1290	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成9年の基礎年金導入の際、いくつか番号がある方へ確認の通知がなされていることから、記録問題については知っていた。 当時は、受給手続きの時にきちんと整理されるこであると認識していた。 当事者の反応も薄いと感じた。	手番の存在が判明した時点で統合処理をするようにした。 本人からの請求主義とするのではなく、もっと親身に検索や聞き取りを行い、記録を整理するようにしていればよかったのではないかと思う。
1291	地方庁	その他(社会保険事務所)			何に在籍していたときなのか分かりません。 基礎年金番号導入前の手番不明者については年金手帳の重要性の周知不足はあったかと思います。基礎年金番号導入についてはもっと早期に導入すべきだったと思います。(紛張り争いで導入反対があったという噂は本当でしょうか？導入当時「もっと早くこうすればいいのに」と言う話をしたときに、そういう噂を耳にしました。) 記録にもれがあるという話は今回の問題が大きく取り上げられるまでそれほどの規模とは知りませんでした。	基本自分の時代より過去のことなので対応もなにも有りません。 基礎年金番号導入前の手番不明者については可能な限り問い合わせても本人が「無くしたから分からない」「職歴も良くわからない」などとりつく島もない人もいました。 過去のことは分かりませんが、「間違えにくい仕組みを作る」という取り組みや思想は全くなかったのではないかと現状についても思います。 新しい制度や取り組みが決められた後、フォローする仕組みは無く、現場の努力任せというのも問題があったのではないかと思います。 組合が機械導入に反対していたのであれば、それも問題有りだったと考えます。入力作業は手作業ですが、少なくとも「文字や数字がなんて書いてあるか分からない」という事態にはなりませ
1292	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			厚生年金の加入期間が、年金支給に反映していない件数が多いのに驚きました。年金記録の期間照会の処理をしているときに認識しました。	年金記録の期間照会をしてきた者の立場に立って、1件でも年金受給に繋がるよう真剣に取り組みました。真剣に取り組みましたので反省点はありません。
1293	地方庁	社会保険事務所課長級以上			年金窓口担当であった当時、請求者の年金履歴に対する意識があまり感じられませんでした。 年金手帳の不所持など	現在着手しているように、被保険者に対して年金履歴の確認をもっと早くにしておけばよかったのではないかと考えます。
1294	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	無し	記録問題の解決のために取り組んでいる事業について、社会保険庁における処理状況の総括を行って、処理件数、継続を含む未処理件数を明らかにして、業務を引き継ぐ日本年金機構に未処理件数を解決するための体制を整えること。	年金記録に関わる業務経験が少なかったため、年金記録問題として取り上げられるまで、認識がなかった。	記録問題の解決に向けての実施された業務からの関わりであったが、真摯に職務に努めた。 業務指示、職員教育、育成の統一化が不足していた 保険料納付に関しては、法令遵守に対する認識と権限の付与の必要性を感じている。 年金記録問題については、年金制度に対する国民への周知への努力が不足していた。
1295	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	年金制度が複雑すぎる。 WMが扱いづらい。 エラーコードが役にたたない。 業務マニュアルが使えない。 経験のみで動かしてる状態。 WMの見込み額なんてもっとシンプルに素人でも出せるくらいにすればよい。	問題が浮上してから。	自分を頭と思って誠実に。 いろいろな意味で見込みが甘すぎた。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1296	地方庁	その他(社会保険事務所)	本庁からの通知文書、あるいはマスコミ報道されていること以上のことは存じ上げません。	1件ごとに地道に対処していくしかないと思います。	基礎年金番号に統合されていない記録が数多く存在することは漠然と認識していましたが、本当に大変な問題として認識するようになったのは長妻現厚生労働大臣が指摘なさってからです。	窓口に来られたお客様に対し、特に念入りにご自身の加入履歴を確認して頂くように努めました。 また事業所からの厚生年金保険被保険者資格取得届を処理する際、基礎年金番号が記入されておらず生年月日・住所の双方が一致する記録が確認できない場合は事業所側に念入りに当該被保険者の過去の住所や勤務事業所名を調べて頂くようお願いしました。 現時点で見た場合、この一連の記録問題が発生した要因の一つに、「各被保険者が実際に年金を請求する時点までになんとかすればよい」という意識が私を含めて社会保険職場全体に蔓延していたような気がします。 日本年金機構の発足にあたり、常に全ての人の記録が正しい状態にあるようにしていくという意
1297	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にございません。	現状の取り組みを着々と進めていくしかないと思います。定期便・特別便による年金記録の確認にて、過去の不作為を訂正し、今後は年金制度の周知とともに裁定時における細部にわたる年金記録の確認、また現役被保険者における基礎年金番号の管理徹底を進めていき、時間をかけて信頼を回復していくしかないと思います。不本意な事由ながら年金制度が注目を浴びたことを利用し、現役被保険者に基礎年金番号の重要性を徹底的に周知していくことが重要と考えます。	平成14年の採用以降、会計業務しか経験してなかったので、報道等で注目された時期(平成18～)からしか認識していませんでした。	ちょうど年金記録問題が発覚した時期に事務所に配属になったので厚年適用の課でしたが、年金制度(給付等)を1から勉強し、目の前のねんきん特別便等で来所されるお客様の対応で精一杯でした。 過去の年金業務において、日々の業務を進めているうちにいくつか疑問点等は各職員いだいていたと思いますが、それを後回しにして誰かがいつかするだろうというような考えで、問題点を先延ばしていたことがこれら問題につながってきたと思う。まず、そのような風潮を変えられな
1298	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	記録の確認作業において、未回答の方や接触困難な方に対しては、市町村役場からの情報提供に基づいた戸別訪問を実施する。 しかし、現状の人員のなかでの実施は限界がありますので、民間に委託することとしてはどうでしょうか。	基礎年金制度になった時に、未統合の手番がかなり発生していることは認識していました。 年金請求の時点において、確認し統合することで対応できるのではないかと思っていました。	年金請求より前に手番確認できた方につきましては、手番統合の処理をしておりましたが、それでも、不十分であったということだと思います。 基礎年金番号導入時にもっと徹底した手番確認を行っていたら、相当数の件数を減らせたのではないかと思います。
1299	地方庁	その他(社会保険事務局)	・特にありません。		平成17年頃、国民年金課に在籍していたとき、未統合の手番や、二重に払い出された基礎年金番号が多数あること、また、名前や住所等が間違って入力されていることがよくあることに問題を感じていました。	被保険者が窓口にこられたときや、諸届の提出があった際には、基本情報を常に確認し、記録に不備がある時はそのつど必ず訂正をするように心がけていました。 記録問題の多くは、職員による人為的ミスにより発生したものだと思います。年金記録の入力に関して、少し軽々しく扱っている職員が多いのではないかと思います。そのため、職員の一人一人が、年金記録を扱うことの重大性をもっと真摯に受け止め仕事をすることが大切であると思います。今、入力作業が主な部署にいますが、自分のミスが将来の記録問題を引き起こす可能性があるということを十分に認識したうえで仕事をしていきたいと思います。
1300	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	複数の番号を払い出さない。 制度の見直し。	基礎番に統合されていない手番を早急に統合整備し、記録のもれをなくすべきと考えていたが、wmで確認できない記録、また時間がたって出てくる記録があるなんて信じられない。2年位前。	旧台帳の記録等会社名などお客様の前で確認できるよう整備し、今の段階では高齢者など優先順位をつけ生存しているうちに再裁定を完了、スピードをもっとあげるべき。とにかく受付順に処理すべき。
1301	地方庁	その他(社会保険事務所)		一定の時間を掛けて、一つ一つ確認していくしかないと思われます。	年金請求時にすべての記録を確認していけば、記録の漏れはでないと思っておりました。 実際は受給者の方の記録の漏れが多数あることに今回正直ショックを受けています。 年金記録問題の存在は今回騒がれるようになってから知りました。	一つ一つ解決していくしかないのが事実としてあると思われるので、お客様とお話しする機会があればその時その時に旧姓等確認して漏れがないかどうか確認するようにしています。 過去においても今と同じスタンスで情報提供をしていれば、もう少し年金請求時に確認していくことができたと思われます。そこが反省する点だと思います。
1302	地方庁	その他(社会保険事務所)			手番記録については、基礎年金番号制度導入後、統合されていない記録を年金裁定時に再確認し、記録整理を行うものと認識していた。 WM上に現れてこない記録があることを知ったのは、マスコミ報道がなされたのとほぼ同時期であり、5000万件にも及ぶ件数が存在することもその頃に知った。 報道で問題化される以前は、大きな問題意識を持っていなかった。	地方庁としては、本庁から送付されるねんきん特別便に伴う電話・窓口相談への対応に手一杯だったが、それが記録問題の解決に直結する事務であり、誠実に対応することを絶えず念頭において業務を行った。
1303	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	わからない。	マスコミの報道。	わからない。
1304	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般で知られている程度でしか知りません。	年金記録問題の対応ということであれば特別便の結果をふまえ、本人が確認了承したものとそうでないものを振り分け、年金記録にもれ等あると申し立てがあった事例について第三者委員会の決定を受け判断し、確認取れた個人ごとの年金記録とあわせ管理、最終的には国民のみなさん全員の記録がはっきり するのが望ましいのでは。	マスコミ報道と同じ時期で知りました。	年金相談窓口にて年金記録について対応しました。反省点として記録管理がきちんとなされていないということと、高齢により昔の勤め先が思い出せない方やすでに亡くなられている方などの記録の確認ができない場合などの確認方法や窓口対応などの事務的取扱をきちんと示すべきだと思います。
1305	地方庁	その他(社会保険事務所)		できる限り多くのスタッフを動員し、解決へ全力で取り組む。(現状の職員数では少ないと感じる。)	年金業務に携わった経験が少なく、認識が足りなかった。報道等で取り上げられた頃。 お客様の大切な年金記録であり年金額に直接的に関わってくる問題であるため、非常に重大であり確実に解決しなければならない問題と現在は認識している。	組織の一員として、重責を負っているという気持ちでお客様対応をしている。 お客様の年金記録管理の重要性の認識の甘さ。また、国民一人一人も年金の重要性を認識していただくための周知不足。
1306	地方庁	その他(社会保険事務所)			早急に基礎年金番号に統合し、一本化した記録を個人に通知すべき問題。 平成19年頃。	提出されたねんきん特別便について調査を行い、受給者については随時、再裁定手続きを行った。
1307	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	連絡がつく方については、個別に確認の上、記録を統合していくしかないと思われるが、所在不明の方等の場合が多数を占めていると思うので、その方達については、住民票のデータ・氏名履歴等を参考に地道に処理を行っていくしかないと思います。	私自身がこの問題について知ったのはマスコミ等で騒がれた時です。それまではこんな形で年金記録が扱われているのも知らなかったですし、しっかり管理されているものと思っていました。 この問題については、年金記録の扱い(社会保険庁設立以前の記録より含めて)の当初より積み重ねられた問題であり、ここ2・3年で突然起きた問題ではありません。そのような記録の扱いの上に、職員の人為的なものも加わったため、より一層の問題の解決を困難についているかと思います。	私自身は、実際に窓口にてお客様の言うことに耳を傾け、可能な限り記録を探しました。支払についても丁寧に答えてきたつもりです。 この問題についての反省点としては、記録管理のシステムがうまく機能していなかったということと、職員個人個人の記録に対しての考え方があると思います。記録管理のシステムについては、ハード面なので、うまく機能をするものを作り上げていくしかないと思います。 職員個人個人の考え方についてはいうまでもなく、報道等で指摘のあるとおりの他、お客様個人個人の人生設計に携わっているという大事な感覚の欠如があると思います。それは日々仕事をしていて過去の分などをみると感じます。このような感覚を持ちそれを積み上げていって信頼される組織になるんではないかと思います。
1308	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません	社会保険庁(日本年金機構)の職員全員が2年間集中して取り組む必要があると思います。しかし、機構移行による混乱が予想されどれだけ解決できるかが課題と思います。	年金相談等があれば当然記録統合を行っていましたが、その機会がない方については最終的には年金裁定時に整理されるという認識でした。5万件という宙に浮いた年金問題がでてはじめてこんなに多くの未統合記録が存在していることを知りました。	休日の対応等できる限りのことはしてきたつもりですが、日々の業務に追われる中で職員全員が集中して年金記録問題に対応していくことは不可能であったと思います。多くの職員が残業しても残業しても仕事が残り疲れきっています。失った信頼を回復しようといくら仕事を頑張ってもマスコミや政治家は社会保険庁たたき。そして病休で休み、退職。全てが悪循環です。しかし、いつかは年金の信頼が回復され国民の皆様に認められるよう職員一同頑張るだけです。
1309	地方庁	その他(社会保険事務所)	しりません。	特別便や定期便にて回答を得るしかないとおもいます。	問題が存在することは知りませんでした。年金請求時の戦歴確認不足の問題だとおもいます。 国民総背番号制度のようなものが当初からあれば良かったとおもいます。	時間をかけて年金相談を受けるしかないとおもいます。現時点では基礎年金番号の付番の徹底と特別便の回答の周知徹底だと考えます。
1310	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		オンライン上、まだカセット記録のままになっているものなどがあるので、オンライン上に氏名・生年月日等をすべて収録すべきである。 厚生年金の記録照会について、受付事務所で調査のうえ回答することにしたが、当該事務所において、過去の調査経過から調査の参考資料等をもっているものがある(ex通称名で名乗っていた事業所名称と適用事業所名、所在地は当該事務所であっても他事務所適用など)また、マイクロフィルムでの調査も生年月日の不明なものなどがあり、名簿等現物の調査がより確実であるので、受付事務所のみでの調査では不十分であり、当該事務所での血要さが一番である。	国民年金被保険者台帳のマイクロフィルム化の時、全ての台帳をマイクロフィルム化すべきであるとの意見をのべたが聞き入れられなかった。今回の記録問題にあたり、そのことが余計に残念である。 また、厚生年金記録調査事務を担当していた時、(7)にも記入したが、本人の照会した事業所が本人の働いていた職場は当該事務所管轄であっても別社会保険事務所適用であったり、照会事業所名は適用事業所名と相違している場合があったため、そういった経過等を記録しておき、その後の調査の参考としてきた。(先監からの引継ぎとして現在もあり) また、生命保険会社の場合等、健保組合の場合、本社へその手続きをし、本人へ保険証が届くまで相当の期間がかかるため、本人は健康保険証を手にせず退職してしまう場合や外交員の資格者の氏名で働く等の例をきいたことがあったなど、厚生年金へ加入したことを記憶していな	(8)のとおりであるが、最終的には、国民総背番号制のような制度がなければ非常に難しい問題であったと思う。それが現在の基礎年金番号であり、基礎年金番号での管理の徹底が重要である。
1311	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録が判明しても、受給中年金の増額にならない人がいる。	カセット記録の早期解除 もう少し対象記録が減れば、事業所、期間、氏名等の公表	同姓同名、同生年月日者による年金の誤った統合が発生するので、年金請求時によく確認(聞取)をする必要がある問題で、同一氏名で簡単に統合できない記録。 手帳番号が一個人に複数あるのは就職2年目国民年金係り在籍時。 カセット記録があるのは数年前。 同姓同名でも本人記憶無ければ、請求対象でない扱いになるのは、H7年年金給付課在籍時。	年金請求時に空白期間、お勤めの記憶の聞取りをし、年金請求時に少しでも記録がもれないように対応。 年金請求前でも、同一年金制度の手帳番号が複数ある方の統合、基礎年金番号導入後は、基礎年金番号への統合を指示し年金請求時にもれないよう説明。年金請求時では時間もかかり、決定が遅れるので早期相談(期間照会)を説明。 同一年金制度の手帳が複数あることがそもそも問題で、紙台帳時には、同一人物確認が困難でいたしかたない面があることをふまえて、年金手帳の一人1手帳や重要性を周知できていないのが問題。事業所、個人が重要性が把握できていれば、一人で複数の手帳を持つことが少なかったはず。 基礎年金番号導入時に、本人からの手帳番号回答を行っているが、それでもこの状態であることを考えると、今の特別便・定期便のように履歴のお知れせを世代別にでも送付していれば、早

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1312	地方庁	その他(社会保険事務所)	外国人の年金加入記録について、年金番号付番時の氏名が通称名であり、外国人登録証には振り仮名が無いため、本来の読みと異なったり、カタカナ半角で25文字以上を超えていて登録が出来ず、結果的に氏名の一部のみ登録になっているため、同一人物を特定しづらいという問題はあるのではないかと思っています。	外国人は短期在留者が多く、本人にも年金制度加入の意識はかなり薄い、または無いのが大半だと思いますが、昭和57年1月以降、現在まで日本に在住し、かつ外国人登録されている者について情報提供をいただき、年金記録の有無について検索を行う必要があると思います。 また、前述のとおり氏名については不正確な要素が多いため、氏名の一部および生年月日、または生年月日のみで検索できるシステムを構築していただかなければ特定は極めて困難かと思います。	社会保険庁がやるべき仕事をおろそかにしていたと思いました。 言い方があまり良くないかもしれませんが、人様が汗水たらして働き、国の言うことを信じ、将来のために備えていたものをこんなにぞんざいに扱っていたのを知ったときはとても残念でなりません。 先輩の方々の全てではないと思いますが、人生の記録ともいうべき年金記録について、単なる仕事上の記録としてしか見ることができなかったのかなと、もし自分の記録だとしたらどう扱っていたのか、と聞いてみたくなります。 自分としては年金制度は自分が売るべき保険商品と考え、メリットをご理解いただき、気持ちよくお支払いただきたいと思っています。 いろいろ問題はありますが、制度としては必要なものだと思っています。 存在をしっかり認識したわけではありませんが、国民年金業務に携っていたとき、給付課からの補正依頼を処理しており、その際、空白記録についてどこまで確認しているのかは疑問に思いました。 給付課に聞いてみたところ、年金裁定請求書への職歴の記載及び年金相談コーナーでの確認の上とのことでしたので、加入記録については正しく確認されているものと思っていました。 オンラインに載っていない過去記録については、問題が発生するまで、残念ながらその存在は知りませんでした。	発生した時点では事務センターにて健康保険給付業務に携わっていたため、事務所での対応は応援でしかかかわれませんでしたが、全体作業として指示を受けた件については最優先事項として対応しました。 現在の事務所では記属箇所が徴収課であったため、記録補正には直接かかわれませんが、お客様への迅速で丁寧な対応および庁からの回送分の記録確認の手伝いをさせていただいています。 個人的な反省点としては、社会保険業務について自分の携わった業務以外のことについて知識をあまりつけておらず、そういった問題に気づけなかったことではないかと思われます。 現在行われている問題解決への反省点(希望)としては、 ・記録検索において、氏名の一部および生年月日での検索をオンラインシステム上でも可能にしていただきたいこと ・オンラインシステムと連動しない事業所検索システムについて、連動させていただきたいこと ・国民年金払出簿の台帳検索についても連動させていただきたいこと ・職歴審査照会において、63ページ以上の記録をもつ事業所記録についても、氏名入力ではなく生年月日(生月まで)の入力で氏名を一覧表示していただきたいこと ・過去記録の聞きだしにおいては、その土地特有の固有名詞であったり、過去にあった建物など、記憶を紐解くために必要な情報は、その土地に住んでいたものでないとわからないので、各事務所で記録問題について常にお客様と接する者については、なるべく所在地出身者を配置していただきたいこと また、年金記録問題以外(国民年金の未納対策など)でお客様に接する場合にも050の確認をも
1313	地方庁	社会保険事務所課長級以上		年金記録に関する仕事に携わったことのある経験者が必要。 何も知らない人が、人と金を投入すると言って見えるが、全くの素人を雇っても 進まないので、現役として使えるOBにお願いするのが良いと考えます。	年金請求時に統合すれば問題ないと教えられてきた。 「消えた年金」とマスコミに騒がせて政治の道具にされてしまった感がある。 旧台帳が存在する事は、30年程前からなんとなく感じていたが、実際に 見たのは庁からの調査指示である。	庁から下ろされてくる旧台帳の調査、特別便対応、その他に手一杯で、 事務所では対応を考える余裕はなく、大混乱していた。 地道に片付けて行くしかないと思うが、人手不足の現場を知らない貴の上 の人達が、国民受けを狙い仕事をどんどん増やして無理をさせ、あげくに 業務センターが起こした他人記録の統合など、事故頻発を招いてしまった。 職員は精神的な病人が続発している。 貴の上の人達が現場を知らない事が、できない約束を国民にしてしまった 事が間違いで、正直に現状を見て計画する事が必要では?
1314	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金記録に習熟している職員が地道に1件1件処理していくしかないと思います。 たくさんの未統験の人間を投入しても、紙からコンピューターへシフトした時代と同様に結果的に誤処理が増えないかと危惧します。	連日のようにマスコミに取上げられ、社会を騒がす重大な問題と認識していました。(今でもそうですが・・・) 採用当時(平成10年)から手番を基番に統合することは知っていましたが、それは制度上の問題であることから、ここまで「宙に浮いた年金記録」と騒がれる社会問題にまでなるとは、当時思いもしませんでした。	お客様と接するときは極力、特別便をご提出いただいているか、疑手番がないか等一刻でも早く解決するよう心がけました。 反省点が何を示すのかよくわかりませんが、特別便でいえば時間的に余裕がないことやお客様からどのような反応があるかの予想ができず、速やかな事務処理体制が構築できなかったことが悔やまれます。 年金問題の根本から言えば、やはり制度そのものに問題があると思います。社会が混沌としている発足当時から記録管理が万全であったかといえば、非常に疑問です。現在の問題には全力で取り組んで、そのうえで国民の皆様にわかりやすい、目に見える年金制度を構築することが1番の改善作だと思います。
1315	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません	現在策定されている取り組みを確実かつ早急に処理していくのがよいと考えます。	記録照会の仕事をしていて、終わりのない仕事だと認識していました。 平成8年にこの職場に入ったときにすでに現在の状態だったので、問題と認識しにくかったのかも知れません。	照会に対して一件一件確実な調査と回答を心がけていました。 何十年にもわたっての組織全体の意識、その中にいた職員の意識が低すぎたのだと思います。 十分な準備もなく、場当たり的なやっつけ仕事をやってきたのだとしたら大いに反省すべき点だと考えます。
1316	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	特にありません	被保険者の信頼を回復する責任があります。平成21年4月に採用される前からマスコミから情報をえていました。	お客様に対し、信頼を回復するために真剣に応対いたしました。私自身の経験知識不足のためお客様の期待に十分こたえることができませんでした。
1317	地方庁	社会保険事務所長	思いつくことはありません。	前期(6)の質問にある問題について思いつくことはありませんので、とればよいと考える方策もありません。	旧台帳記録のコンピュータ未収録は、記録管理する行政庁の怠慢。また、基礎年金番号未統合記録は、基礎年金番号導入後のフォロー対応が不十分であったことから問題となったものと認識しています。正確に入力されていないケースは、被保険者名簿からの入力ではなく、届書から被保険者名簿に記載及び届書を基に入力していたことから、入力ミスや名簿記載誤りか届書内容の記載誤りが原因で起きている問題と認識しています。記録されていないケースについては、当時の事務処理の仕組み(申請届出、納付、台帳記録保管等)の問題が大きいと認識しています。 オンライン導入後には、旧台帳記録のコンピュータ未収録があることを、また、基礎年金番号導入時に相当件数を統合したが、その後においても全て統合されたとは思っていなかったが、これ	出先の社会保険事務所職員としては、示されている事務取扱要領等に基づき、お客様からの申し出による1件対応を確実に行うようにしていました。 現時点で考えると、未統合・未収録記録が、これだけ多くの件数があったということで、早期の組織的対応、処理体制を整えての確実な処理に早期に取り組むべきであったと思います。
1318	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	検索システムの強化。 厚年期間であれば ・事業所所在地 ・自分(同僚)の名前(苗字のみ名前のみ) ・勤務していた期間 などからある程度事業所名を検索できるようにする。	採用9年目ですが、2年目くらいから記録もれがあることはなんとなくわかりましたが、ここまで膨大な件数だとは思っていませんでした。 当時、教わったのは裁定時に本人に記録を確認してもらい、その時に統合すればよいという認識でした。	特別便対応などでは、お客様の話をよく聞き、たとえ記録が見つかりそうになくても本気で探すようにしています。また、何通りも読み方を変えてみて検索するようにしています。 反省点としては裁定時にこちらから会社名を言うことができなかったのが一番の原因だと思います。今思えばお客様の立場に立っていなかったように思います。
1319	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	私たち一人ひとりが、「自分の身内の命に関わること」くらいの意識をもって 真摯に、誠実に対応していくしかないと思う。	テレビで話題になった頃と同時期。 当時は、基礎年金番号の制度周知が徹底されていなかったから、 統合されていないだけだと思っていた。 また、過去のオンライン化前後の時代がわからないため、私たちには もはやどうすることもできないのでは?と思っていた。	(7)でも回答した通り、自分の身内の命に関わる・・・くらいの気持ちで、 なんとか1ヶ月でも探してあげられれば、と信頼を持ってもらえるようにという ことを意識して対応した。 問題点としては、制度や方法の変わり目に当たったその時にきちんと 完了させなければ、後が追えなくなった時代にはどうしようもなくなる。 自分たちが困っている今のように、今後に残さないように、今やっていることは 今、完了することが大事だと思う。
1320	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録が判明したことで、年金額がへる事例があること。(平均標準報酬月額が下がる等)	正しい記録補正と本来の年金額の支給。 また、今後、裁定後に記録が判明しての再裁定が発生しないよう被保険者世代に疑重複がおきないように加入適用の適正化が重要だと考えます。	再裁定は裁定請求時の記録確認の不足が原因だと思っていました。基礎年金番号導入時に督促するなど手番登録を進めるべきっだと思います。しかし、さらにいわゆる「消えた年金問題が起きたことでWMに反映されていない記録が膨大に存在していたこと知りました。	特別便の対応では、制度の発足から概要等できるだけわかりやすく説明できるよう心がけました。広範囲の知識が必要とされるため、もっと勉強が必要だと思いました。 古い記録であるものの、機械化された当初からデータ処理化を始めていればよかったと思います。
1321	地方庁	その他(社会保険事務所)		OBの活用(若手職員では制度変遷等知識が浅い)	社保、事業主、被保険者ともに重さは違えど非ありと思う。そのため三者の協力関係は不可欠。 また、知ったのは記録問題が話題になってから。	とにかく、被保険者に対しては、情報提供を行いご自身で記録の確認をしていただくことに努めた。
1322	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	窓口・電話での苦情の大半は再裁定の決定遅延に関するものです。 再裁定決定および支払いの早急対応。そのためにはシステムの改善をお願いしたい。	基礎年金番号に統合されていない手帳番号の存在については、年金裁定請求時に解消すればよいものと考えていた。 基礎年金番号制度発足後2, 3年経過後ぐらい。	現在年金裁定の担当課にいるため、手帳番号を積極的に確認しているつもりです。 団塊の世代の年金裁定が増えている時期なので、基礎年金番号制度発足当時の通知の際に、積極的な広報、入念調査を実施すべきであったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1323	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金特別便の調査の終了を急ぐあまり、実質的に厚生年金の記録の調査をずさんに行ってもよいと取れるような調査の方針が庁から出されています。 例えば、今年の夏から導入された事業所台帳検索システムで該当しない事業所はそれ以上調査しなくてもよいことになっています。本人の記憶違いの可能性もあるため、このような場合は管轄社保で生年月日検索をすると類似事業所名の記録が見つかり有効な場合が少なからずあるのですが、現在の調査方法ではこうした記録が見つけられずに終わってしまいます。 また、この検索システムも急いで作ったためか決して十分ではなく、事業所台帳の読み間違いによる登録ミスや、登録のために提出した事業所台帳が収録されていないなどのトラブルがあるにもかかわらず、現在も使われています。 こうして見逃された記録が後から発見され、名寄せ等でご本人に連絡が行った場合、特別便の調査で「記録なし」の回答を受け取っているわけですから、その方の年金不信はかえって深まる	もっと余裕を持って記録の調査をするべきだと思います。 検索システムも、もっと完全で検索しやすいものに改善していただきたいです。 少なくともシステムをスタートさせる前に各社会保険事務所に収録誤りなどがないかチェックさせていただきたかったです。 当事務所でも、事務局に提出したにもかかわらずなんの断りもなく収録されなかった事業所台帳がありました。これがなぜ収録されなかったのか事務局に聞いたところ、「事業所の所在地が書かれておらず、事業所台帳なのかどうかもわからなかったため収録しなかった」と、到底納得のできない回答をされました。 調査がおざなりにされているのを見るにつけ、「これが自分の親の記録の調査だったらもっとみんな丁寧にするだろうに」といつも思います。	十年近く前に厚生年金の記録の調査を経験したときに、昭和20年代の古い記録に機械に収録されていないものが多くあると気づきました。	その時、先輩の職員にそのことを話しましたが、「名簿に書いてある手帳番号が機械に収録されていなくても、その人の基礎年金番号にその記録は入っており、その分の年金は受け取っている」と説明され、当時はまだ年金給付業務を経験したこともなかったため、納得しました。 その後、年金記録問題が明るみになってから再び記録の調査の業務に携わっていますが、実際その時説明を受けたような記録はごく一部であったとわかりました。 もっと他の職員の意見も聞くなどして事実を把握する必要があったと思います。 また、保険料を納めて年金をかけていただいたものが給付につながっていないということの重大さを私も含めて職員全体が軽く見ていたところがあると思います。
1324	地方庁	その他(社会保険事務所)	報酬の遡及改定について問題になっていますが、事業主の中には明らかに事業実績に見合わない報酬を設定している者が多数存在すると思います。対応した事業主の中には、銀行より融資を受けるためや、税理士より未払い賃金として申告したほうが税金が安くなると指南されて高額な報酬を設定している者もいました。理由は様々ですが、実情に見合わない報酬を届け出ることにより、高額な保険料を請求され最悪滞納に至っている事業所は多いかと思います。	実際に支給されている報酬で届出させることを徹底するべきと考えます。また、金融機関の融資の判断基準や税申告の問題点についても検証が必要ではないでしょうか。	現場の職員として、オンライン上の記録は正しく、全ての記録が収録されていると認識しいたために、記録漏れが多数発覚したときは非常に残念でした。また、問題が存在することを知ったのは、5千万件の記録漏れについての報道があった頃になります。	お客様に対して、できる限りの情報提供を行い記録を完全なものにできるよう努めました。また、一番の問題は、社会保険庁と被保険者との間で相互に記録確認を行うことが行われてこなかったことだと思います。
1325	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1326	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成18年8月から20年11月まで育休を取得していたため、記録問題はテレビや新聞で知りました.いつごろかは、はっきりおぼえていません.	復帰後、もれていた記録について再裁定や新規裁定などの処理に追われ、とにかく件数をこなしてきた. ただ、旧法や4種のある方の厚年追加など、年金給付の知識がないと窓口では気がつかないケースなどあり、窓口で話していた内容と相違している結果になりトラブルになることもあり対応に困ることがありました. 私たちももっと知識を深める努力は必要ですが、年金は奥深いのでなかなか.....
1327	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	時間がかかっても、きちんと調べて、もう調べ直し等をしないようなやり方をするべきだと思います。そのためには、専門の職員が、もっと必要だと思われます。	大変な作業になる問題だと思いましたが、きちんとやり直しすべき問題と思いました。 問題自他を知ったのは、テレビ等で扱われる時期くらいです。	なるべく来所いただいて、本人の話をよく聞いたうえで、迅速に調査や年金の再裁定をするべきだと思いました。 この問題については、機械化時点で、もっと正確にマイクロから機械に入れるべきだったと思いますし、記録の整備など"も、もっと早い段階で、できたはずが、やらなかったことが、一番の問題
1328	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
1329	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	正確・迅速な対応をしなければいけないのは全職員の思いではありますが、どちらか一方を優先させると、もう一方が欠落してしまうのは目に見えています(調査の簡略化や素人による人海戦術等)お客様の理解を得ながら現状の体制で地道に処理をしていくしかないと思います。	普段の業務で重複番号の整理をしていれば、その仕事に携わった時点で問題に気付きます。 氏名検索をしても古い番号には住所登録されていない、事業所名が不明である、マイクロを確認して判明してもこちらからは教えることができない。 これでは記録の整理が進むはずがありません。成り代わり対策に必要なことだと思い規則を守っていましたが、今になって取り扱いが変更になっても遅かったとの思いしかありません。	基礎年金番号制度の導入前と導入後の記録確認の取り扱いに変更が無かったことが悔やまれます。 お客様に対して住所地や事業所名を教えるとこができれば記録の整理はもっと進んでいたと思います。
1330	地方庁	社会保険事務所課長級以上		標準報酬月額に関することで、何十年後か先に現在と同様のことが起こらないためには、決定通知書の通知義務が事業主にあることを、徹底的に周知する必要がある。 お客様と接していても、取得時と定時・随時改定に伴う標準報酬決定通知について、事業主から教えてもらった話をほとんど聞かない。きっと一部の大企業ぐらいと思われて仕方が無い。 法改正して「保険者」から「被保険者」あての通知に変更することも検討すべきではないか。	厚年取得時に「住所」を記入しない時代が長すぎたのでは？	
1331	地方庁	社会保険事務所課長級以上	年金記録問題は、一般には、社会保険事務所の対応が悪いと考えられていますが、それだけではなく、実際には、制度の問題も大きくあると考えます。年金の請求時に、職歴をご記入いただくことになっていますが、ご本人が記入漏れをした場合とか、銀行に委託した場合、年金手帳を持参した記録のみで請求をし、職歴のご確認ができなかった場合のほか、社会保険庁の原票の外部委託入力の際、入力後のチェックを怠ったことも大きな割合を占めていると考えられますが、その実態を社会保険庁の幹部の方々が把握していなかったことが一番の問題だと思います。(ある幹部がテレビ番組でお答えになっています。)	今までは、社会保険事務所では、社会保険庁がどういう契約のもとに、外部委託していたかも分かりませんでしたので、委託先のキーパンチャーが数をこなすために、誤った入力をしていた実態がありますが、入力後のチェックをしていなかったなんて考えてもいませんでしたので、これからは、契約の内容をしっかりと確認し、違約があれば毅然と対処することが大事と考えます。	いま考えるのに、年金の請求自体が本人の申し出になっていた制度では、避けられないことだと思いましたが、現在では、コンピューター管理となりましたので、入力ミス等のチェックをしっかり行えば大丈夫と考えます。それと、平成9年の基礎年金番号導入時に、いま行っているような対策をとっていれば良かったのではと考えます。	年金の請求をする際に、職歴を全てご記入いただく制度でしたので、ご記入漏れがあるとは、当時あまり考えていませんでした。どちらにしても、これからは相手の立場に立った対応を心がけたいと思います。
1332	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1333	地方庁	その他(社会保険事務局)			基礎年金番号とは別の手番がいくつも存在し、統合されていないことがよくあった。しかし、記録は番号で管理されており、年金裁定時に職歴確認し、統合すれば問題ないと思っていた。 社会保険庁が管理している番号に氏名生年月日が記載されていない記録があることは平成19年6月ごろに知った。	対応としては、相談窓口に出た場合は記録の確認を行い、旧姓や読み方違いなど広く検索をかけている。また、お客様の記録で空白期間がある場合その間に勤めていたことなどないか等聞いていた。 基礎年金番号導入時に手番の調査を行っていたが、その追跡調査や統合処理が、不十分であったと思う。 また、氏名等が記載されていない番号があることを知らなかったため、オンライン上の番号を調査してもなかった場合、期間照会を悉めていたが、記録はないかもしれないと説明したこともあった。、現場の直接お客様と対応する職員に情報が周知されていれば、期間照会等で記録を統合する機会を増やすことができたのではないかと思う。
1334	地方庁	その他(社会保険事務所)		処理については年金受給世代→現役世代→過去未統合記録の順で丁寧に整理する必要があると考える。 「ねんきん定期便」による対応を重視し、このタイミングで現役世代の方の年金記録の整理を丁寧に行って整理整頓することがまずは第一と考える。	入庁時にはすでに問題が発生していたが、ここ1年は実際に年金記録相談や調査に携わる中で、当時のデータ管理(紙台帳からコンピュータへの移行など)の問題点や適用の要件にかかる問題、そして何より国民の間で年金保険にかかるコンセンサスが十分に取れていないことなど、当該問題が単に誰が犯人と決め付けられない非常に難しい問題であると思われた。	お客様相談や年金記録確認などについては、可能な限り相談者の当時の状況をかんがみて、どのような年金制度に加入すべき人だったのか、どの事業所(本社・支社・工場など)で適用されるべき人だったのかを考えながら、可能性を広く持って調査するように心がけた。 単に社会保険庁だけの問題でなく、年金制度の意義に関する説明や、年金保険の運営がが被保険者の方や事業所のご協力あってはじめて正確に運用できるものであることを紹介するように努めた。 日本だけでなく、欧米でも厚生年金記録の未統合問題が存在することが知られており、記録の散逸の問題は誰の責任でもなく、制度に対する理解度や意識に差異がある国民全員を対象とする以上、必然的に発生しうる問題であると思われる。 日本の年金制度の歴史は、制度設計の陥穽が判明するたび、随時これを埋める制度改正や年金記録管理システムの見直しを行いながら進んできたものであり、人間が運営する制度である以上完璧は望み得ないのは当然と考える。 だが、本当であれば制度改正や見直しを行った時点で解決すべき憾を社会保険庁や厚生省が先送りにしてきたことは否定できないものと思われる。新しい制度に移行するにしても、現状の年
1335	地方庁	その他(社会保険事務所)	事業主が提出する書類の不備が意外に多いと感じます。	奇策はなく、一件一件丁寧に現存する資料を点検、確認、調査していく他ないと考えます。	正確に記録されているべきデータが不正確に記録されていたことは由々しき事態であり、遺憾に感じています。 また、この問題を深刻に認識し始めたのは、世間的に世論が厳しくなり始めた頃です。	社会保険庁組織全体を挙げて問題の解決に当たる上で、今の自分の知識や力量で何ができるか、何ができないのか、できないならばどのような努力が必要なのかを考えて行動し、今在籍している職場全体として問題解決に寄与できるように努めてまいりました。 例えば、書類を読むことができないほどに劣化させてしまうような文書保存法の不備や被保険者・受給者お一人お一人の記録情報を追跡できないトレーサビリティのシステムが構築されていなかったことが省みられる点として挙げられると考えます。
1336	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	・年金加入期間について、不自然に空白期間がある方に対して加入していなかったかどうか照会文書を送付する。 ・女性の方や養子縁組などで旧姓等がある方にたいして基礎年金番号等に登録できるようにシステム改善を行い、コストはかかるかもしれないが、返信はがきなどを送付し、旧姓を届出しても	この問題は、社会保険庁全体で取り組む問題であり、可能な限り本人を探さなければならないと考えています。基礎年金番号導入以降、番号が多数あられる方へは統合手続きをしていただくよう依頼してきましたが、最終的には年金請求の際にほとんどの方の記録が統合できると思っていましたが、記録問題がとりただされてここまで統合処理が終わっていないことをはじめて知りま	受付の際、番号を複数お持ちの方にたいしては、統合手続きをしていただくよう指導を行うとともに、記録が抜けている場合は期間照会等を行うよう説明しました。 基礎年金番号導入時に、現在行っている特別便のように、もっと念入りに照会を行うべきであったとおもいます。
1337	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		社会保険事務経験者を各県単位で集合させ作業にあたらせる。 (その地方独自のやり方が存在したと思われるため。) 機構の通常業務は新しい方々にお任せし、社会保険庁からの移行組みは、世間が納得する結果が出るまで、解決作業にあたらせる。 (清算事業団のような組織をつくり、社保職員が解決作業に当たるべき。)	非常にわかりにくい問題。 法律・制度ももわかりにくく、専門性が必要となってくる。 行政(社保)と被保険者と直接やり取りを行うのは、給付請求があった段階がほとんどで、厚生年金であれば事業主が、国民年金であれば市町村が間に入り、本来伝えなければならないことが伝わっていなかったり、誤った形で伝えられていたのではないか。 直接、健保・厚年の事務を行うようになった頃、また、国年の業務を行うようになった頃かと思い	自分の持っている能力の中で、先輩方に指導を仰ぎながら、丁寧に対応すべきだと思いました。(長年の積み重ねで起こったものであるため。) 法律、制度が知られていないこと。 年金手帳や、厚年国年番号の大切さが理解されていなかったこと。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1338	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	質問の「この問題」を一連の年金記録問題と解釈して、回答いたします。 <これまでの記録不備> 昨年までの年金特別便及び今年度からの年金定期便によって、ご本人様からの申し出をいただき、記録を調査するスタイルを続けるほかないと思います。 また、ご本人様が特別便や定期便に関心がなくご覧にならないケースも多々あるかと思いますので、例えば、「3年以内に申し出ていただかないといけない。」等の期限を設けることや、費用はかかるかも知れませんが、地デジの広報のようにテレビCMを最大限活用し、まず関心を持っていただく必要があると思います。 <これからの記録不備を発生させないために> 話題の年金通帳のようなものを作成し、随時ご本人様に確認していただく事が必要であると思います。	マスメディア等で取り上げられるようになってから知りました。 国家が国民の権利を奪うという信頼を損ねる大変な問題であると認識しています。	申し出のあったお客様に対して、誠心誠意対応し、可能な限り調査作業等に取り組みました。 質問の「この問題」を年金記録問題と解釈して回答いたします。 最前線の現場の問題ばかりがクローズアップされますが、本庁のあいまいな指示が多く、具体的な指導が不足していたものと思いますし、また業務センターの仕事も乱雑だったものと思料されます。
1339	地方庁	その他(社会保険事務所)	自分の理解している範囲では、すでに何らかの形で報道されていると思います。	とにかく、すべての記録を機会に入力した後に、とにかく人海戦術でこなしていくしかないと思います。 ただし、人海戦術といっても一定以上の質が必要です。 お客様に対する責任を持った正しい説明が必要なので、一定以上の年金に対する知識。 記録調査時に過去の地名や企業の情報などが必要なため、担当地域に関する知識。	平成2年の採用時、適用及び記録照会回答業務に従事していたので、将来の業務に対して不安を感じた。 まず、個人の年金に対する意識の低さ、平気で加入の際に偽名や生年月日を偽ったり、皆年金である旨を説明しても当然のように無視された。 また、事業所に加入に際して照会を行っても十分な確認もせず、厚生年金新規加入として回答していた。 これらの結果、10個近い番号を持っている方や、職歴を本人と確認することのできない記録が見られた。	先に書いたとおり、当時は、基礎年金番号でなかった為、氏名索引を新規加入者にたいしては、必ず行い確認を取っていたが、相手の問題もある為どうにもならなかった。 同じく、偽名と生年月日を完全に偽っている方に対しても本人の問題もあり対応のしようがなかった。 地方の一職員がどうにかできる範囲を超えた問題であった為、個人的には、反省すべき点はないと思う。 現在は禁じられている、依頼のない氏名索引まで行って、別番号払い出しを防ごうとしたが、無駄であった。 当時の大蔵省や知識人とかをどうにか説得して早期に基礎年金番号制度を導入いただけていたらとおもう。
1340	地方庁	その他(社会保険事務局)		お客様のご協力なしには解決できないので、協力をあおぎつつ、一件一件地道に調査しながら記録を整備する作業をしていくしかないと思います。 ただ、きちんと納めてくださっている人の信頼を裏切らないためにも、本当に納付していないのに、納付したと言い張れば納付になるような事はできるだけ避けたほうがいいと思います。	同じ人が複数の番号を持っていたり、WM上の記録が誤っており、氏名検索しても加入した記録がでてこなかったり等、一人ひとりの年金記録がきちんと整備されていない問題。 採用されて国民年金課に配属され、接客していく中で、お客様の記録がきちんとなっていないことに驚き、このような問題が存在することを知りました。	窓口にこられたお客様の記録はざっと見ておかしいところがないか調べるようにしていました。そこで、お客様のいう記録が見つからないなど、時間がかかってしまうことも多々あり、窓口が長いと注意を受けたため、途中からはそこまでしなくなりました。 この問題は、表面化して、こんなふうにシステムを使い大々的に取り掛からなければ解決できなかったのではないかと思いますが、外からではなく内から表面化させ、取り組むべきでした。このような問題があり、解決しなければならないと、もっと内部の意見としてあげていくべきでした。
1341	地方庁	その他(社会保険事務所)		事業所からの届出に対して、慎重に審査をした上で、正確に入力し、人為的なミスの発生を防止することが重要である。また、特別便や定期便の処理を通じて、持ち主が不明な年金記録の統合を進めることが最優先である。	平成19年10月1日新規採用されたときから、年金特別便の送付がされていたので、年金記録問題の存在は認識していた。 年金記録問題の発端は、旧台帳の記録管理が不十分であったこと、旧台帳をオンラインに写す際、正確に入力されなかったことが問題の1つであると認識している。	現時点での問題点としては、特別便の処理方法がなかなか確立されていなかったことと、業務量は増えているのに、人員が削減されていくばかりでなかなか効率的に処理していくことができないことである。
1342	地方庁	社会保険事務所長	[redacted]詳細をまだ把握していないが、記録の解明に関しては、配属され始めて実態をみて、感じていることを述べたいと思います。記録解明に2年近くかかっているも物があり、これは世間一般の常識から考えて非常に長すぎると感じています。一般的には、判明した記録はその期間を入力したら簡単に直せるもの感じているはずで、こんなに制度改正が複雑で、しかも手作業が多いと認識していないと思います。基礎番号統合時、ずさんな統合したことと給付時に補正すればよいという無責任な問題の先送りをしたことが今回の最大の要因であったと判断されます。 よって一般的に知られていないこととして下記の件があげられます。 1、統合時ずさんな統合して、国民に確認したが、徹底的に解明せず、申請主義いう名のもとに問題を先送りしたこと。 2、制度改正が複雑で、しかも大並のデータ処理のため、システム化が民間と比較して遅れており、いまだにコードブックを使用したソフトを利用していることが、記録問題の解明作業の遅れの最大要因と思慮される。誰がみても簡単に理解できるコードを変換したシステムでないため、WMを理解するために熟練された人材が必要とされていることも要因であること。	1、なぜ、記録がきちんと補正されなかったという事実を広く国民に知らしめると同時に、国民に対しても定期便なりできちんと自分の記録を確かめること、返送することをもっと啓蒙すべきである。関心が高まっている今こそ、今の地デジのコマーシャルと同じぐらい予算化して国民にアピールすべきと考える。 2、制度改正が複雑である事、システム変更がが遅れており、解明に時間がかかることを周知して国民の理解をもとめる。 3、システム開発、変更が最優先課題でありが、現状遅れており、大並の人、物、金の投与がなければ早期に解決することは非常に厳しい。現政権により予算化されたが、システムの開発、変更を最優先事項とすべきである。	[redacted]入庁したとき既に記録問題が大問題となっていた。	[redacted]各平務所から発信された問題点に対して、本庁の仕切りが高く、問題点に対する対応もはっきりしないなどというあきらめ感の意識が見え隠れしたため、現在はそうでないことを啓蒙した。ただ、本部も現場をもう少し認識していただき、上部からの意見をそのまま落とすのではなく、交通整理をして発信していただきたい。今後は本部、ブロック本部、地方事務所のコミュニケーション、一体感がさらに必要と思われる。
1343	地方庁	社会保険事務所課長級以上		今やっていることを地道に続けていくしかないものと思います。 氏名検索等するときに、それぞれ最大限工夫して、これまで見てきた事例を参考に「このように間違ったヨミで収録されているのではないか」と様々なパターンで探していますが、それでも自分が見つけられなかった記録を他の職員がやってみたら見つかったということもあります。 多分、それぞれの職員が自分なりの「技」を持っていると思いますので、それらを集めたものを作成してみるのもよいのではないかと思います。	昭和60年4月から厚年適用担当課に所属し、窓口業務をしていた際、資格取得届受付時に、新卒以上の年齢の方の場合は必ず過去に厚生年金に加入したことはないか確認しておりました。それでも「ない」と言われればそれで受けるしかなく、新規の番号を払い出しておりました。当時は機械的に経重複のチェックができるシステムがなかったので、いたしかたのないことであったと思います。 また今回の記録問題に対処している中で、統台帳の記録(マイクロ)と突合せしたときに、ありえない読み仮名で収録されている(氏名、事業所名)ものが多いのに驚きました。マイクロ収録がされていなかった時代、事業所検索システムがなかった時代は、いくら本人が申立しても、あれでは探せなかったのも無理はないと思います。昭和五十何年だかにアルバイトを大並勤員してやった作業の失敗と思います。ただ、日常業務のある職員にやらせられる事業でもなかったのだろうとも思います。 その後も、厚年021-1で、名前も生年月日もない、ただ手番号と加入記録だけの画面をときどき見たとき、いったいこれは何なのだろう、社保庁は将来的にこの記録をどうするつもりなのだろうと思ってはいましたが、よもや現在も生存され年金を受給されている方の記録が多数含まれているとは考えておりませんでした。	到底ありえないような読み仮名で収録されている記録を見るたびに、そのせいで記録が見つからず年金に反映されていない方がいることを悔しく思い、何としても見つけようと、周りの職員とも相談しながら、あらゆる条件で検索しております。 ただ、その時代その時代で、やれることの限界があったわけで(特に手作業オンリーの時代)、その頃、今日このような問題が起こらないために何ができたのかと考えると、思いつきません。
1344	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にございません。	全員で総力を挙げて処理を進めて行くしかないとおもいます。 再裁定処理を迅速に行い一日でも早く支払いを行う事が重要だと思います。	大変重要な問題であると認識しております。 恥ずかしい話ではありますが、マスコミ等で取りあげられてから年金記録問題を認識するようになりました。	やはり、早期解決に向け全力で対応したいと考えています。 どうしてこのような大問題となってしまったのかと考えますと、面倒なことは後回し後回しにして来たことが一番の原因だとおもいます。記録を整理できる機会は何度もあったはずです。その度に見て見ぬふりをしてきたのでは-。 お客様と言う認識にも欠けていました。もっと早くに対応すべきでした。
1345	地方庁	その他(社会保険事務局)	特には知らない。	根気よく一つづつ丁寧に時間がかかっても対応していくしかないのではないか。 それと審査基準について以前の基準からコロコロと変わるのは、業務遂行に混乱をまねきますので、一度決めた基準は変更しないほうがいいと思います。	基礎年金番号の導入時に記録が上手くつながっていないという認識がありました。しかしながら、機械上は正しく登録がされていて、抜け落ちているものなどがあるとは想定していなく、いずれキッチリした形で統合作業が完了するものと思っていた。	基礎年金番号導入時に出来るだけ、窓口にて統合可能なものを聞き取ろうとしていました。ただ、反省点としては申出主義が前提にあるので、本人がはっきり覚えていない場合にそれ以上踏み込めては調査が出来なかったこと。
1346	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。		年金記録問題を重大な問題と思う。国民の老後の生活の一部となる年金額に影響があるわけですから。 議員からの質問やマスコミ等で発表されて知った。	窓口相談では、お客様が納得されるまで親切、丁寧に対応している。 手管理から電子化へ変わるとき、当時の台帳の内容が100%反映されていない。現在の二重チェックなど、されてなかったと思う。劣化でマイクロが見えずらい記録も多々ある。そのほか、平成9年に基礎年金番号導入時の統合作業がうまくいかなかったのも原因のひとつではないかと思う。 いろいろな問題点があると思うが、年金記録問題を一日でも早く解決するのは当然であるが、広報のみならず市町村と協力して定期的な出張相談を実施するのも問題解決の手段のひとつではないかと思います。
1347	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
1348	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		記録管理の不徹底さが現状を招いたと認識していた。平成17年度より国民年金で収納事務をしているときに感じた。	戸別訪問等で接した被保険者に年金制度に理解をいただくように地道に努力した。 年金記録問題は記録管理のずさんさと、問題を先送りしてきた全社会保険庁職員の責任であると感じている。
1349	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		現在、行っているような方策で良いと考えます。	マスコミ報道されるようになってから。	事務所の窓口・電話で被保険者・年金受給者に納得がいくように説明した。 このような問題があることを知らないこと、情報がなかったことが問題。
1350	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		一生にかかわる年金記録を何故、こんなにずさんな管理がされていたのか、大きな問題だと感じました。	現在は基礎年金番号により、一人一番号しか所持できないはずなのでこのような問題はなくなるはず。国民にも年金記録に対する意識が高まり、自分の記録は自分でチェックする、という認識でいるため今後このような問題はなくなると思います。 反省点は当時の職員の将来に起こりうるこの大問題に対する危機感が薄かったためにつきるのではないでしょうか。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1351	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	・基礎年金番号に未統合の5,000万件のうち未統合の記録で名寄せ便についてはフォローアップ照会を行っているが、市町村からの協力を得られるよう一層の働きかけを行うとともに、これに要する経費については、確実に事務費交付金で負担する。 ・当県においては、厚生年金期間調査に非常に時間がかかっている。進捗が進んでいる他県のやり方を情報提供していただき、調査手順、実施要領の見直しを図る。 ・厚生年金・国民年金の照会申出書の対応で、第三者委員会で非あっせんとなった事例を公表し、明らかに申し立てに信憑性がない、納付等があり得ないケース等の申出を未然に防ぐ。	・以前国民年金を担当している時に「未納者調査」ということで、過年度未納者について市町村名簿と社保オンライン記録を突合し、過年度納付書を発行していたが(S60.11～H3.3)、その当時からも不符合もあり、社保も市町村も電算化される前の手管理していた頃は、かなりの記録に不一致があったのではないかと思われた。 ・平成9年に基礎年金番号が導入されたが、平成15年4月から平成18年5月まで事務所で国民年金を担当したが未統合の手番保持者が窓口に来訪した際、「年金の裁定請求の時に登録するから今統合する必要はない」とよく先輩等に言われていた。 ・国民年金被保険者台帳をオンラインに切り替える際、特殊台帳はマイクロフィルム化したものの、それ以外のものは廃棄したことによってオンラインへの切換えミスなのか、納付や免除等が確認できないケースが相当数存在すると危惧していた。	・自分は被保険者が窓口来訪時に年金手帳等により未統合の手帳番号が判明した時点で205の登録を行なった方が年金見込額を算出するときにも都合がいいし、被保険者本人も基礎年金番号に過去の記録が統合されていた方が安心するはずと考え、手番判明時は、積極的登録していたし、部下にもそのように指導していた。 ・基礎年金番号導入時に年金手帳番号保持者に対する照会をもっと徹底的に行っていれば5,000万件という膨大な未統合件数は防げたのではないか。 ・国民年金被保険者台帳については、特殊台帳か否かに関わらず、全件マイクロフィルム化すべきであったし、市町村の国民年金被保険者名簿についても、平成14年の国民年金事務の国への移管の際、社保庁に名簿を移管するなり、貸与を受ける等を行うべきであった。また、名簿を廃棄した市町村もあり、社保庁としてオンライン記録を通信していたのではないか。
1352	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	重要課題として取り組むこと。	非常に重大な事態と思った。新聞報道やマスコミを通じて知った。	記録の回復が必要条件である。過去のあったいろいろな記録問題等を先送りにし、改善を図らなかったこと。問題が生じた段階で速やかに対策をすればこのような事態にはならなかったので
1353	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	国民全体が将来に受給するために納付努力していることを忘れずに今後の 業務を行うことが大切だと思います。 記録確認や裁定業務についても親切・丁寧・正確・迅速におこなうことが大切だと思います。	今まで、年金制度を信頼して納付してきた国民全体に対しての信用を失墜 させた問題だと思います。問題について知ったのは、ニュースや新聞・雑誌などで 取り上げられ報道され始めた時期です。	問い合わせについてご本人が理解及び納得していただける様に説明し、調査などの依頼等があれば、ご本人が上記同様に理解及び納得いただけるよう調査などを行い説明させていただきました。 国民全体が制度を信頼して納付努力していることを忘れずに今後、最も基本 的な親切・丁寧・正確に業務に今後取り組んでいくことが、また信頼してもらえるような職場になることが重要だと思います。
1354	地方庁	その他(社会保険事務所)			採用された平成6年より認識あり。	
1355	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	・年金記録の調査について 他府県の状況がわかりませんが、大都市を抱えている府県はまだまだ大変な状況ではないかと思います。 府県の横断的な応援も含め必要かと考えます。 ・他年金のある者や失権者への早急な再裁定支払処理 経験豊富な職員を業務センターへ集中して配置し取り組むしかないと考えます。	これまでは、年金裁定時に確認し統合することでいいと考えておりました。 正直なところ、古い厚生年金記録がこれほどズサンな状態でこれ程の件数があるとは、ねんきん特別便が送付されるまで認識しておりませんでした。	ご本人の記録を一刻も早く回復し年金を受給していただくよう努めてまいりました。 反省点としては、次の3点を挙げます。 ①基礎年金番号制度導入時点での徹底した記録統合処理 当時もかなり忙しかったと記憶しておりますが、予算の関係もあったかもしれませんが、この時点で現在のようなに徹底した取り組みができなかったのかと思います。 ②国年や厚年の資格取得時点での重複払出の防止 氏名検索で簡単に判明する記録が多すぎることから、資格取得時で食い止められたはずの記録が多い感じました。職員の認識が甘かったと思います。 ③過去記録の計画的な統合処理の実施 潜在的な記録がある程度はあるだろうということは理解しておりましたが、機械導入以降に、少しずつ計画的に進められなかったものかと思います。
1356	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	時間をかけて丁寧にやっていくこと。 「せいては事を仕損じる」の格言あり。	記録の誤った登録があることは認識していたが、昭和50年・60年代当時その発見方法や記録の修正方法が確立してなかった。(当時は一係員だったので、知らなかったのかもしれませんが。)	全件点検が必要と感じたが、上司にその進言はできなかった。予算や人員確保の関係もあるので・・・・・。 適正な年金記録があった上の収納・徴収業務の意識の欠如。
1357	地方庁	社会保険事務所課長級以上			不信感を抱かせないために嘘や誤魔化しはしていないことを明確にする必要があると考える。 また、年金記録問題の存在を知ったのは平成19年5月頃。	示すことの出来る情報はは出来るだけ提供し、何ら包み隠していないことを明確にした。
1358	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	少なくとも現場に全部丸投げはやめてください。第3者委員会の申し出受付も含めて業務センターで回答を出したものはきちんと業務センターで責任を持ってください。第3者委員会の受付に関しても業務センターから回答を受けた人も現場というのはおかしくないですか。そちらで回答をしたものはそちらで受けてください。現場は記録だけをしていれば良いというものでは無いのはあなた方もご存知のはずです。今後記録問題をスムーズに解決したいとう考えを本当にお持ちであるのなら現場と本庁との連携を強化してお互いが納得し合って作業に入らないと一向に解決しないと思います。情報共有をきちんとするべきではないですか。とりあえずやってみて問題点が出たらそのつど対応なんて最低の方法です。現場で出来る事は限りがあります。限りある事の幅を広げることが出来るのは本庁しか出来ないので、しっかり解決の方向性を現場の末端までわかるようにしてください。何も方向性も示さず、現場に丸投げを続けるのであれば記録問題なんて永遠に解決しませんので。その代わり現場で出来る事は最大限やっていきますからお願いします。	常に仕事の中で高いウエイトを占めている問題だと思っています。私がその問題があると知ったのは社会保険事務所に入る前でマスコミが騒いでいる時に5000万件の記録が未解決だと出てきたときです。	いち早い解決を図る為に自分に出来る事を精一杯やろうと思って記録には対応しました。現時点での問題点は現場と本庁の生きたやり取りが仕事をしていく中で見えなかった事と、本庁は何も仕事をせずただただと別便を取りまとめて現場に丸投げで解決を図った事だと思います。少なくとも私にはこう思いました。現場ではきちんと記録の照会を受けた際には市町村や社会保険事務所に照会をして回答を得た上で本人に通知をしていますし、第3者委員会の申し出に関しても真摯に対応しています。それに引き換え本部の記録照会の回答に対しては？を思うことも多々ありました。特に業務センターで回答を出した方が第3者委員会に申し出をする際の事です。業務センターが調査した資料を取り寄せるのですが、氏名検索をしてないから記録無しとかとんでも無い調査をしているのが見受けられました。この現場と本庁の温度差はなんですかね。本庁の方針に従ってこちらは最大限の仕事をしているのにそちらはなんでしょうかね。まじめに仕事をしているとはとてもじゃないが思えません。つまり本庁は記録問題に対して真摯な対応をしてはいないと考えてよろしいですか。ここが反省点だと思います。現場と同等の調査と処理をきちんと本部はやってもらいたいです。むしろそんな調査方法でよかったのならなぜこちらに知らせないのですか？もし本庁の人が現場のやり方を把握していれば業務センターでの回答はこんなずさんな
1359	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし。	こつこつと積み上げていくしかないのでは。 ただしスピードアップは重要。	世間的に非常に重要な問題。ただ責任を職員だけにかぶせられるのは 納得がいかない。	真摯に対応すべきだと思った。 反省点としては、特別便、定期便ともわかりにくい表現がより不信を 呼んでしまったと考える。
1360	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	なんでもありきでなく、ある程度専門家による結果回答が必要ではないか。 真面目にコツコツと納付等されてきた方からの不信感が逆に出ないようにしなければならないと考えます。 また、一定の線引きも必要かとも考えられます。 コンピュータ処理となってからの期間照会については、ある程度間違いないのではないでしょう	過去においては、名前を変えて会社に勤めていたり、生年月日を偽って勤めていたりしておられた方がおられたとは聞いていたが、基礎年金番号の登録時点や、老齢年金の請求時点においては、訂正がされているものと思っていた。 ただ、年金制度についての周知や理解が充分でなかったことはいがめないと考える。 このような問題が発覚して、かなり多くの人が存在すると認識するに至った。	相談窓口では、以前より照会があったら、できるだけこちらにある情報は、いろいろな暗示を与えながら提供し、照会者の記憶をできるだけ思い起こさせるよう話しかけ、漏れがないか確認しています。また、文書照会に関しては、読み方等工夫しながら調査をしております。 反省点については、年金についての充分な理解を得ていただく努力が少なかったのかなと思う。
1361	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	web上に浮いた記録にかかる「カナ氏名」、「適用県」等をアップして、こころあたりのある方については、メール等で送信できるよう情報する。	複数の手番がある場合は、年金を受給する手続きの際に統合すればよいと教わってきたが、これほどの件数があったとはわからなかった。	事業所担当者に複数手番を持っている者に統合するよう周知してもらうこと。 安易に資格取得の際に新規取得で払出をすべきではなかった。また、被保険者にも年金手帳は「大事なもの」の認識を持たせるべきだったと考えます。
1362	地方庁	その他(社会保険事務局)				
1363	地方庁	その他(社会保険事務局)				
1364	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	地道に、旧台帳等との突合作業をしていく。 今後の事業所からの届出の適正化を強化する。	できる限り早期に解決しなければいけない重大な問題。 平成19年頃。	お客様一人一人にお詫び申し上げ、懇切丁寧に対応することを心掛けた。 台帳とオンラインとの突合が不十分だった。また、被保険者や受給者への加入記録の通知が不十分だった。
1365	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくにありません。	処理速度も大切だが、より正確な処理が重要と思われます。	個人を特定出来ない手番の存在はあることは知っていたが(年金請求時等本人確認取れないことがあるため)、ここまでの数があることは、問題が公になってから知りました。	今後このようなことが再び問題にならないように、早く解決させることも大切だが、もっとも重要なのは正確な処理だと思います。
1366	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員の研修等を実施し、一定期間は全所体制で作業する必要があると思う。そのためにいくらアルバイトを採用して頭数を増やしても短期間の詰め込みでは早期の解決には繋がらない。	普段から、未統合の手番が相当数あるだろう、と考えていたが、現在のような問題に発展するとは思わなかった。	特に対応はしていなかった。やはり、住所等の登録が当時から必要だったと思う。
1367	地方庁	その他(社会保険事務所)		人員増加して解決していく	年金相談していく上で記録の確認が本人があまりされていないまま老齢年金を請求していた時感じていいた	本人の加入歴の確認をしつかりする
1368	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	自分の年金業務担当時の経験から想定される問題は、出尽くしていると思います。	社会保険庁の記録のみでは、判断に窮するケースがほとんどです。他省庁関連の情報なりと突合できるシステムの構築が必要だと思います。 個人情報保護等の問題も含みますので、現政権が主張していたように国家的な対応が必要と思います。 また、年金制度の仕組みをよくご存じないまま、間違った解釈で消えた年金と主張されている方も多数おられると思いますので、制度の広報についてもやはり必要と思います。	資格記録(納付記録)に不完全(不整合)なものがあることは、オンライン化された後に国民年金の資格関係の業務を担当をした時(平成元年頃)に実体験として知りました。 当時、マイクロフィルムを確認して判明したものについては、その都度訂正していた記憶がありま す。 ただ、そういうケースは稀なもので多数存在するという認識は確かにありませんでした。 年金記録問題として問題化された時点で、それが多数存在しており、かつ、いろいろなパターンがあることがわかりましたが、保存されている記録と突合することにより解消できるものと思っていました。 また、問題となっている宙に浮いたといわれる記録は、本人の申告なりにより統合につながるものと思っていました。	問題化した後の業務では、多段階でのチェックがされていると思われるので問題となるような状況は、正直なところ想定していませんでした。 過去の不備なものに対しては、年金相談の一員として対応したり、氏名等の記録されていない手年金記号番号への項目の収録を担当しました。 一連の対応で、「手待ち(社会保険庁)の情報のみでは、特定に至らないものがあり、国保情報や住基情報などの一般的に必ずされると思われる手続き関係の情報が確認できれば…。」と感じていました。 年金記録問題の解消に、なかなかつながらないのは、各官庁(都道府県、市町村含む)で持っている情報と社会保険庁の情報をつき合わせできるようなシステムを最初に組めなかったことだと思います。
1369	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	今以上の人とお金をかけて一気にコンピューター記録を整備するしかないと考えます。	自らも含めて、過去のつけがまわってきたという気もするが、誤ったことをしてきたという意識はないのが現状。知ったのは約3年前くらいである。	過去の手書きの名簿や台帳等をみても、文字や数字が読みかねるのが多々あり、今となっては管理不足としかいいようがない。また、書類の保管整理にも問題がある。
1370	地方庁	その他(社会保険事務所)				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1371	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金記録問題の解決処理の一つとして、被保険者及び受給者様から照会をいただいた申出書の調査業務があります。 この照会申出書の調査業務をしていて感じたことですが、WMに登録されて いる記録に事業所整理記号が登録されていないなどのため事業所名等が すぐに判明せず、旧台帳の送付を依頼したり払出簿の照会をかけているのですが、この作業についての時間と労力がすごく非効率であると感じています。 その他にも、未だWMに登録されている厚生年金や国民年金の手帳記号番号には、氏名や生年月日が未登録のものが多数存在し、そのことにより事務の非効率化をまねいています。 現状でも旧台帳の入力処理等が実施されていますが、この事務の非効率 化を避けるために、さらに被保険者氏名や事業所整理記号等の入力処理を第一優先に進めるべきだと思います。それにより、その後の事務処理の効率化が図れると思います。 このように事務の非効率となっている原因をあらいだし、その原因について 優先的に更に進めていくことが、その他の膨大な年金記録問題の処理にあたってとても重要なのではないかと思います。	過去から年金記録問題が発生するまでの記録管理の重要性に対する意識の低さが年金記録問題を招いたものと思っております。 年金記録の一つ一つが被保険者様や年金受給者様の生活の基盤になる ものであるという認識の欠如が根底にあると思います。 年金記録の一つ一つが自身の記録及び自身の家族の記録であると意識 して事務処理をしていれば、年金記録問題は発生しなかったのではないかと思います。 そういう意味では、この年金記録問題は、社会保険庁を信頼して各種届出や保険料の納付をしていただいた被保険者様及び年金受給者様を裏切る行為であり、年金記録をどこか他人事のように取り扱ったため生じた問題 であり、社会保険庁への国民の皆様からの信頼を完全に失墜させ、公的年金制度に対する不信感をも招いてしまった問題だと思います。 また、年金記録問題を知ったのは、窓口で被保険者様等から記録の照会 を受けて調査をした時ですが、その頃は全国的に年金記録問題が発生した 時でした。	年金記録問題により社会保険庁への信頼が完全に損なうこととなり、公的年金に対する不信感をも招いてしまったため、窓口において来訪者の方々に対し必要に応じてお詫びをするとともに、公的年金の優位性を丁寧に説明を するとともに親切丁寧な応対等をこころがけました。 また、お客様のご相談及び申請手続き等に対して、一つ一つがお客様の生活の基盤になるものであるという意識を常に持って、絶対に誤りが生じないよう慎重に事務処理をおこないました、 反省点としては、年金記録問題を受けてご来訪いただいたお客様に対する窓口の待ち時間が大変長くなることが多々あり、その待ち時間の長さが更に お客様の社会保険庁への不信につながってしまったのではないかと思うことや、せっかくご照会をいただいた電話の応答率が全国的に混雑により大変低かったこと及び年金記録問題以降も社会保険庁職員の不祥事が絶えないことなどです。
1372	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金記録問題にかかる記録調査の人員を大幅に増やし、回答をできるだけ早く行えるようにすべきと思います。	保存期間経過等により廃棄処分された資料や記録の存在、本人や遺族の死去等で確認ができない記録など問題が多くあり、すべての未統合記録が整理されるには、相当期間を要し大変困難な作業であると認識していました。 過去に厚生年金の期間照会業務に携わったときに知りました。	加入期間調査や特別便などのお客様からの回答や照会のみに限らず、日常の業務において、本人の可能性がある未統合の年金記録等を目にしたときは、調査・照会するなど積極的に取り組むよう心がけました。 反省点としては、特別便を送付する際に、三共済以外の共済期間等は直接お客様より共済組合に照会していただくようお知らせする工夫があったらよかったと思います。
1373	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	対応職員を増員して通常業務とは別に集中的に調査を進める。	制度上一人が複数の年金手帳記号番号を持つケースが多いことはわかっているが、全ての記録を一本化するためには本人の記憶に頼らざるを得ない部分があり、死亡や記憶があいまいなため本人特定できない場合は困難であると感じていた。 こういったことは基礎年金番号がスタートした平成9年当時からわかっていたが、WMで確認できない記録があることは年金特別便により知りました。	相談者の申し立てに対しては真摯に対応し、本人申し立ての記録に相違ないかどうか確認するよう努めました。 根本的な問題としては加入制度ごとに別の番号とした事が原因と思われますがもっと早い時期に取り組むべきだったと感じます。
1374	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			年金の裁定業務を担当していたときは、基礎年金番号が制度として定着する前は、手帳番号として管理し、オンラインが普及する以前は紙台帳にて被保険者記録を管理するのが普通であるとの認識であったため、特別記録問題として被保険者の記録がないであるとか、改ざんの疑いがあるとかの疑念をもつという発想自体が私の頭の中にはなかった。また、問題が存在すると知ったのは、あまりに大勢の来訪者で社会保険事務所がいっぱいになったとき、(平成19年6月頃)はじめて大問題であると認識しました。	当時、私は窓口担当の職員であったため、来訪者に対し一件、一件丁寧に説明するより術がないと思っていましたし、現在も同様に感じています。長い年月をかけて、すこしずつ歪みが生じていたものが、現在では記録管理の責任として職員全員のボーナスの寄付にまで発展するほど、国民の目には適正な管理がなされていないとの判断をされたものですから、地道な作業ではありますが特別便での申し立てに従い、ひとつひとつ潰していくという作業が一番近道であるような気がします。
1375	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に存じ上げていることはございません。	例えばですが、青森県にお住まいのお客様が、全て青森県内の事業所にお勤めではないと思われます。現在でも、就職先がなく関東方面の事業所へお勤めしているお客様もいらっしゃいます。 このことから、厚生年金、船員保険の旧台帳を早急にオンライン化をし、全国どこの社会保険事務所でも閲覧できるようにしていただけますと、ご本人様の申し出に基づき、他県の旧台帳部分	年金記録問題につきましては、全く存じ上げておりませんでした。国会で取り上げられて初めて存在を知りました。	お客様のご回答に基づき、少しでもご本人様のものだと思われるものをお調べしようとしておりました。 反省点といたしまして、調べ足りなかったのかもしれません。
1376	地方庁	社会保険事務所課長級以上		年金記録について、1人に1番号以上払い出さないよう、戸籍並みの管理を行う。	平成13年頃、年金記録の期間照会回答業務をしていた時に、基礎年金番号に統合されていない手帳番号があったため、どのように整理していくのか疑問に思っていた。	名前と生年月日だけでは誰の記録か分からないため、何も出来なかった。 住所の登録があれば本人の特定が出来たと思われる。 また、加入要件もおおむね3／4と曖昧であるため、きっちりしておかないと、働いていたのに加入していないのはおかしいとの問い合わせが、また発生すると思われる。
1377	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金相談窓口の担当となってから、氏名の無い記録や、コンピューターに入力されていない記録があることを知り、このために年金額が少なかったり受給すら出来ない方たちがいるかも知れないと思うと恐ろしいことだと思いました。	年金相談窓口で応対するときや、年金の請求書を受け付けるときに、お客様によく記録を確認していただくようにしていました。同じ氏名・生年月日の記録があるときには、お客様によく確認するのですが、面倒がられたりそのままで良いと怒られたりしていました。(記録問題が報道されるようになってからは、お客様も確認されることの必要性をわかっていただけるようになりました。)現時点で見たときの反省点としては、台帳に手管理で記入していた時代の記録をコンピューター化したときのものが記録問題の大半であると思いますので、入力作業をする際にしっかりと確認作業をして正確に記録していくことが足りなかったと思います。また、旧台帳のように機会に入力せずおいておくと、確認が非常に困難ですので、すべての記録について入力しておくべきだったと思います。年金に加入の際に氏名・生年月日の確認を徹底し、年金番号を一人にいくつも発行してしまうことも大きな問題ですので、新規で年金番号を発行するときに確認が大切だと思います。また、広報も不足だったと思います。(社会保険事務所に勤めるまで、年金番号の大切さをまったく知りませんでした。)事業所の不正な届出・届出誤りや事務所の不正処理・処理誤りについて、以前では年金相談していただかないとご本人が記録を見る機会はありませんでしたが、現在のねんきん特別便・定期便やインターネットのようにご本人に記録を確認していただくことも、
1378	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	現在、各被保険者様より回答があっている「ねんきん特別便」「ねんきん定期便」について、早急に回答をすることがまず第一と考えます。	機械化への入力誤りと基礎年金番号導入時の統合もれが中心と認識していた。平成14年頃国民年金担当となった時にこのような事例を見てきたため。	基礎年金番号への統合については、各種届出処理の際に確認できたものについて統合処理を行った。納付記録もれについては、ご本人の申出があった場合しか対応できていない。 反省点としては、事務処理の中でのチェック機能に問題があったことが推測される。
1379	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在より紙台帳を簡単に検索できるシステムを作るべきだと思います。	年金番号を複数持つことが可能であることが一番の間違いの元だと思いますし、紙台帳を実際に見ると、楷書で書かれていないものも多く、当時の組織としてはその紙台帳が今後どのように利用されていくのかを深く考えなかったことが原因でこのような問題になっていると思いました。 年金記録問題自体は10年ぐらい前に知っていました。	裁定時に確認するのではなく、被保険者の段階で特定することが大事であると思い日々業務していますが、死亡者等の場合やはり特定できないケースが多くあるのも事実です。
1380	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に無し。	「世間一般に知られていない問題」について、詳細等を知らないので特に無し。	年金記録問題は、皆年金制度のもとで本人の好む好まざるに関わらず保険料を納めてきた国民の皆様の信頼を損なう大変大きな問題であり、その解決に向けては全力で取り組まなければならないものだと認識しておりました。国民の皆様の制度に対する信頼が無くなってしまえば、年金制度自体が意味を成さなくなってしまうと考えております。 また、未統合の記録が多数存在することを知ったのは、国民年金課の職員であった平成16年度だと記憶しております。実際に窓口に来られるお客様の相談対応時に、本人の記憶と実際の記録が異なっているケースがよく見受けられたからです。	とにかく対応するお客様のものと思われる記録を探し、本来の記録に訂正することを第一に意識して対応しておりました。対応の仕方についても、できるかぎりお客様に信頼していただけるよう営業遣いの一つにも注意を払いましたし、なかには手続き自体を面倒に思われているお客様にも、可能性が少しでもあるならば粘り強く対応することを心がけていました。 問題点としては、「ねんきん特別便」等、ご本人に送付する書類の説明不足や、周知不足が挙げられると思います。予算等の問題は当然あると思いますが、政府広報としてもっとテレビ等の媒体を通した周知が必要であったと思います。現にお客様からそのようなご指摘を受けたこともあります。
1381	地方庁	社会保険事務所課長級以上		できるだけ速やかに解決すべき問題だが、通常業務に加えた作業の連続。機構への移行事務もある中で、疲労が蓄積してきている。丁寧に正確かつ速やかに解決するためには、人と時間が必要。また、オンラインのシステムをバージョンアップ(例:080画面の検索機能の改善、抽出条件の組み合わせ、簡易なページ替え作業など)など、作業効率を上げる仕組みも必要であると考え	名寄せ作業などを基礎年金番号の導入時にきちんと実施していれば、大きな問題に発展しなかった、あるいは件数を縮減できていたのではなかったのでは。	当時は当時で通常業務のある中での切り替え業務だったため、大変混乱していたような気がする。人員・予算・時間を確保して実施するという方針が必要だったのではないでしょか。
1382	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	データの手管理時代が長かったこと。厚生年金では住所登録が近年であることを一般の人で知る人は少ない。当然自分の記録は、国がすべて管理してくれていると思い込んでいる。	これまでの歴史的経過を一般の人に分かりやすく広報する。	制度がそれぞれに発足し、手作業時代が長かったこと、長期間の管理により大量のデータになったことで問題発生の危惧はあった。本人からの申出が無い限り、現在でも職権記録統合は出来ない。基礎年金番号制度が導入になってからもっと予算をかけて取組むべきであったと思	上部機関の取組みが予算の関係もあり不十分であった。 ただし、広報の不十分さもあったが被保険者の意識もけっして高いものではなかった。今回の国民の反応はマスメディアの功績が大きい。
1383	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	わかりません。	未統合の記録(いわゆる手番)については、制度の変遷と存在して当たり前のものと認識している。 年金記録問題の定義がはっきりしていないので、知ったのがいつ頃なのか答えようがない。手番	同姓同名の別人の可能性もあるため、本人からの申し出を受動的に待つしかないと認識していた。
1384	地方庁	社会保険事務所長	なし	大幅な人的投入で、記録問題の解消に取り組む。	重要性を認識している。記録もれについては、ここ数年である。	記録問題解消を第一義、優先課題と捉え、実践している。再裁定の迅速化も含め、大幅な人的投入が必要である。
1385	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	ありません	世間で大騒ぎになるまで、よくわからなかった。	未統合手番についてはいぜんから、相談業務で解消に向け努力はしていた。他の問題についてはよくわからない。問題が発生していることについては、コンプライアンスの欠如が反省すべきと
1386	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	宙に浮いた年金記録が5000万件あるとの報道で初めて知りました。	年金特別便にて本人の記録と確認して、統合作業を進めて、1件でも年金記録を判明させようと思いました。 結果として、基礎年金番号制度が始まったときに年金特別便のようなことすればよかったのではないかと考えます。
1387	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		記録問題は、過去における記録の状況等の把握を必要とすることから、あらゆる関係機関等との連携及びマンパワーの補強等、更なる体制の構築が必要と思います。	国民一人一人の大切な記録の管理等が不徹底であったこと等が起因し、当該問題が発生したものと認識しており、国民に対し大変申し訳ない。 問題の存在は、国会等の審議で知った。	組織の一員であることから、組織の方針に基とづき対応を行ってきており、また、今後も同様である。 なお、記録問題については、かなりのマンパワー等が必要となることから更なる体制の構築が必要と思います。
1388	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	わからない。		このような問題になるとは思わなかった。基礎年金番号が始まったとき記録統合には時間がかかると思った。	広報を十分に行い、手番登録を速やかに行う必要があったと思う。また過去記録について旧台帳記録等のオンラインへの収録を早急に進めるべきであった。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1389	地方庁	その他(社会保険事務所)	例示の事項意外は承知していません。	・これまで「費用対効果」で入力できていなかった、全ての記録をオンライン記録として収録する。 ・台帳、被保険者名簿とオンライン記録との全件突合が予定されているが、資格取得後に事業主から資格取得時の報酬訂正届が提出されたり、社会保険調査官調査や会計検査院調査により、訂正した記録の経過が消えてしまうことにならないか懸念する。同様に事業主から提出された、生年月日訂正届や氏名訂正届の履歴が消されてしまうこととならないか。全件突合で完璧な記録の形成は難しいと思う。	・勉強不足で申し訳ありませんが、健康保険・年金制度は本人からの請求主義であると認識していました。現に「定額給付金」など他の制度も同様と認識しています。 ・基礎年金番号導入時も、基礎年金番号の重複払出は防止する必要があるが、過去の厚生年金番号や国民年金番号の統合は、年金裁定時までに実施するものと認識していました。そのように本庁や上司からの指導もあったと認識しています。 ・また、年金記録の統合は事業主や被保険者の方々の協力がないと整理は絶対に不可能と思います。 ・問題と認識したのは、国会での議論以降です。	・国民の皆様から年金記録の不信感を払拭できるよう、速やかな事務処理体制の構築に心がけました。 ・現在のOA事務処理の状況と昭和17年発足当時の状況、その後の状況が同じ土俵で議論されていることが残念。私が社会保険に入った昭和45年当時、OA端末機どころか電卓さえなかった。ボールペンも一般的でなかった。手書きの原票、払出簿を書くことが自分の仕事と認識していた。当時、「東京」に送った記録がどのように処理されているか承知している職員は地方にいなかった。また、オンライン以前は事業主の届出を信用するしか、事務処理は前行きしなかった。 ・なぜ、資格取得届に住民票の添付を義務付けなかったか。 ・法人の開設届時に社会保険の加入を義務付けなかったか。 ・雇用保険の届出と社会保険の届出を一緒にさせなかったか。 ・また、オンライン導入後もオンラインに出てこない記録の管理に対して疑義をもっていたが、全て「費用対効果」で実施されなかった。社会保険事務所の職員の声がどこまで、本省や本庁に届いていたか疑問。
1390	地方庁	社会保険事務所長	ありません。		過去の年金記録については、紙台帳の記録がきちんと力セットやコンピューターにより管理されており、基礎年金番号に未統合のものは調査の結果、当然収録されるものと認識をしていた。しかし、古い記録が正確に機械に収録されていなかったり、国民年金の保険料の納付記録に誤りがあったりして、正確な管理がされていなかったことにより、国民の皆様の年金制度に対する信頼を失う結果になったことについては非常に残念なことであり、大変申し訳ないことと認識しています。 そのような問題を知ったのは年金記録問題が問題になってからです。	未統合の記録については正確な調査を心掛け、一日も早く統合し年金をお支払いできるよう取組んできました。 反省点としては、制度が複雑すぎること、適切な広報等が行われてきたか、長期間の正確な記録管理に対しての施策が行われてきたか、保険料の納付期間が長いため適時に納付記録をお知らせする等の施策がされなかった、事業主や被保険者の年金に対しての関心と理解不足、年金の業務に携わる者の意識の不足等が挙げられると考えます。
1391	地方庁	その他(社会保険事務所)	[redacted]まだ中のことをわかっていない状態ですので、年金記録問題もほとんどわからないです。	特別便、定期便等でさまざまな動きをしていますので、これから先も続けていき、全員が解決できるようになればいいと思います。	特別便の未処理の数がかなり多くて、専任で特別便の回答をしました。配属されたときに未処理が多いことを知りました。	年内にはすべての特別便を終わらせようと頑張りました。職員個人、個人が自分の仕事に追われている状態でしたので、特別便等に手が回らなかったと思いますので、もっと事務所単位で人数を集めたチームを作り、専任してやればもっと早く片付いたと思います。
1392	地方庁	社会保険事務所課長級以上	職員であれば知っていることぐらいで特にありません。	年金受給に結びつかない者の手番整理。	年金請求書受理する際の加入記録の聞き取り不足、本人の年金に対する認識不足。社会保険の複雑さ、記録管理不備。基本的に人員不足によりデーター管理がおろそかになったため。宙に浮いた年金の報道がされて知った。	受給者が生存しているうちに、できるだけ早く処理をできるよう意識していた。 反省点は(8)記載のことを、していなかったこと考えます。
1393	地方庁	その他(社会保険事務所)	一般的に知られているもの以上については分かりません。	「年金記録問題」と一言で言えば簡単であるが、その原因は多岐にわたると思います。いわゆる5千万件の未統合記録についてもその原因は個別の事例を見なければ判別は不能かと思います。問題とその原因を単純化・画一化しスケープゴートをつくりだすだけでは前向きな解決にはならないと思います。個別具体的に解決するのが遠回りではあっても前向きな解決方法かと思い	「消えた」年金記録問題が取りざたされる前に新聞紙面に小さな記事が出ていたことを記憶しています。その後、選挙の報道とともに大々的に扱われるようになったと記憶しています。	問題が多岐にわたると認識している以上、対応もそれぞれ個々に変わると思います。未統合の問題については、少しでも本人確認ができるように対応してきました。 基礎年金番号の制度改正は漸次的なものであったのではないか、という疑問を持っています。
1394	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			平成9年に基礎年金番号制度が発足したとき。 多くの方が複数の手帳を持っている、または、複数の記号番号で記録が管理されていることがわかったときに、記録を全て確認し、基礎年金番号に登録することの重大さと責任を感じました。	お客様から手帳を紛失された等のご相談を受けたときに期間調査や手帯登録処理票を提出していただき、基礎年金番号に登録されてない期間の調査を行った。 年金手帳(被保険者証)を大切に保管することや、新しい職場に持っていく等の周知があまりされていなかった点や、社会保険庁・社会保険事務所の記録管理の問題等が挙げれると思います。
1395	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金の裁定請求の際や、相談等にお客様が来訪された際に、年記録の漏れがないかなどの調査を確実に行うこと、また年金問題に関心が薄い方もいらっしゃると思うので、そういった方たちに関心を持ってもらえるような取り組みが必要だと思います。	年金記録問題について知ったのは、報道等で大きく取り上げられるようになってからです。 年金記録問題について取り組んでいくなかで、問題の大きさや深刻さをひしひしと感じています。	年金記録問題に対して、積極的に取り組むように心がけ、国民の皆様の信頼を回復できるよう努力しています。 反省点としては、当時年金制度自体の周知が不足していたのではないかということと、基礎年金番号ができた時点で、統合されていない記録などの調査が十分ではなかったのではないかということが挙げられると思います。
1396	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金請求時に記録を確認する風潮があったので、それでいいのかなとその風潮に追随していた。入局して3年目(平成16年)のときに、10個以上の番号を相談の間に見つけた時、これでいいのかと危機感を持ちました。しかしながら、やはり受給のときで・・・と思っていたのは事実です。	当時、適用課だったため、そのときはそのまま特に、行動をしませんでした。現状を認識する、何がおこっているのかを把握するといったような環境が当時ありませんでした。問題を提起できるような環境がなかった(LANなどのネット環境がなかった)からは言い訳にすぎません。システムがなかったからできなかったのではなく、誰もやりたくなかったから、やらなくても誰かがやるからという意識がみんなにあったから、問題が大きくなり、今に至ったと思います。
1397	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	問題解決に向けて、予算の確保、そして人員の確保が最重要だと考えます。 システム等の構築も大事ですが、最後はマンパワーだと考えます。	転職のたびに厚年手番がふられ、1人でいくつもの年金手帳をもっている人などは、最終的に統合されるのでしょうが、年月が経てば人の記憶も薄れ自分の職歴も忘れてしまう可能性もあろうかと思います。 基礎年金番号ができた時点で、さらなる広報等もっと積極的な統合処理をしておけばと思いました。 問題の存在を認識したのは、基礎年金番号導入時です。	基礎年金番号導入時にきっちりと時間をかけ確実に手番の統合処理をしておけばよかったのではないでしょうか。 確かな情報を早く正確に国民に開示、伝えていくことが大事だと考えます。 どんな小さな情報でも知りたいと考えているはずです。
1398	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		平成9年1月の基礎年金番号制度発足時に送付した通知書に添付された記録の回答書の被保険者からの問い合わせ時に、氏名の入力がされていない記録があることを初めて認識した。 また、過去に同一人に対して何冊も年金番号を払い出している事実も認識した。	資格取得時になるべく会社や本人に連絡して年金番号の重複払出しをしないように心がけたが、少ない職員数の中では、事務に限界があった。 今後このような問題を起こさないためにもきめ細かい対応が必要なため、職員のレベルアップも必要だか゛、なによりも職員数を増加させることが重要だと思う。
1399	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1400	地方庁	社会保険事務所課長級以上	中小企業の資金繰りは想像以上に厳しく、当所の管内においても適用事業所数約8000に対して約18%にあたる約1500の事業所数が滞納となっている。 1ヶ月に新規滞納事業所が70件も増加している中で、滞納整理にかかる人員は3名のみ。実際に悪質事業所も多く、滞納事業所の事業主は法人を立ち上げては潰すなど、法人財産も皆無であり、滞納処分できないケースも多い。しかるに、滞納事業所の事業主は保険料の納付義務は果たさないばかりか、受給する権利は別と公言する人も多い。第三者委員会に申立している事業主も多いと聞く。ある事業主で滞納2000万、年金が240万円あり、個人でビルなども所有している為、納付勧励を行ったところ、法人財産は皆無であり、「滞納処分できるものならしてみろ」と開き直る始末。このような人と従業員で真面目に支払ったお金が社会保険事務所に支払われずに運転資金に流用され、まして、事業主の届出により不利益に取り扱われたケースを混在させるのは問題であると考える。「改ざん」と言われるほとんどのケースが事業主からの届出どおり処理した結果だと思う。帳簿上100万円の報酬が資金台帳上あがっていても実際には未払いであったり、事業所への貸し金が報酬を超える状態で廃止(倒産)に至ったり、様々なケースがある。被保険者に責任はないことから給付制限はおこなっていないが、まじめに支払っている事業所からみれば、保険料の支払っていない人に高額な年金を給付することの是非はいかがと問い	せめて、納付義務者である事業主及び法人役員などについては給付制限すべきである。また、新規適用後、即滞納となるケースも多い為、例えば保証金制度(最初に概ね3ヶ月の保証金をとり、滞納すれば保証金を充当し、0円になれば職権による資格喪失など)を設ける。長期滞納事業所(6ヶ月以上)となれば、インターネットに事業所名を公表するなど抜本的な法的整備が必要であると考える。	上記のとおり、日本の社会構造、経済情勢、社会保障のあり方など、非常に複雑な問題であると考える。記録もれについても、生まれた時に一生変わらない社会保険番号をつけて管理するならば別だが、現在は、本人の申立や事業主の届出だけで、20歳以上の附番のない者に対しても新しい基礎年金番号を払い出している。せめて、20歳以上の基礎年金番号のない者については、住民票などで実在する人物か確認すべきである。	反省点としては、国民の皆様の年金に対する信用を失墜させたことは事実であり、反省しなければいけないが、もともと、①請求行為であったこと②本人または事業主様からの届出誤りも多かったことも事実として存在すること③算定基礎届事務処理など一時期に処理が重複し、賞金職員の手を借りざるを得なかったことなども正直に国民に伝える必要があると考える。
1401	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	わかりません。	制度発足時に管理体制がきっちりできていないのが問題かと思われます。平成19年ごろ問題の存在を知りました。	ねんきん特別便や定期便の電話や窓口対応を能先的に行ってきた。 もう少し早い時点からこういった問題を対応していたらよかったのではないかと考えています。
1402	地方庁	その他(社会保険事務所)			・ごく一部の職員による名簿の記入ミス、漏れと認識。多数の問題が表面化してから知った。	かなり昔の採用試験がかなり閉鎖なものであったと聞いている。年金記録問題は少なからずあるとは思っていたが、大先生でもありその患者はできなかった。名簿記入時のルーズな面がかなりあったと思う。
1403	地方庁	その他(社会保険事務所)			長く付き合っていかなければならない問題。 特別便が始まった頃。	対応した方に、その場でできるかぎり理解していただけるような説明を心がけました。 受け付けてから調査への対応の遅れ。
1404	地方庁	その他(社会保険事務所)	回答の問い合わせがあっても、現物が現在どこにあるのかの状況確認が追いづらく、それによって、お客を一度待たせるのが問題だと思います。	何処か1箇所に図書館みたいなところを借りて、そこに年金記録関係の資料を全部つめてるとともに、その一方で、専用データーベースをつくり、そこにアクセスしたら現在の状況などが簡単にわかるようにすればいいと思います。	在籍して3ヶ月ぐらいから、お客の大切な記録を調査・報告しないといけないのに現物の行方を追うのに時間がかかるのはいろんな意味でもったいないなと思います。	どんなパターンがあるのか簡単にフローチャート化して電話対応しました。
1405	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	大幅増員により、特別便未回答者の自宅訪問を行う。	基礎年金導入時、記録の確認がすべて本人の申し立てによるものであり統合に相当時間がかかると思っていた。	来訪者には、職歴を必ず確認した。 今確認できるデータを、早くから確認できるようシステムを改善すべきだった。
1406	地方庁	その他(社会保険事務所)	付加年金が納期内に納付されなかった場合でも還付をせず納付としていた。	法律に準じて一律取り扱う。	未統合の記録がたくさんあることと認識。H11当時期間調査業務を取り扱った際と考えます。	期間調査業務を根気強く調査。反省点はその業務の担当となったということで前任の対応を引き継ぎ、今ほど大きな問題と捉えていなかったこと。
1407	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	地道な相談対応で証拠が残っていないと解決できない場合、現在検討されている救済措置は解決につながると思う。	大変重要な問題、早期解消に努めたい。 平成18年頃?新聞等にて。	自分の持てる知識で窓口、電話対応にてお客様の不安解消へ努める。 年金制度の様々な変遷に対応が遅れたシステム関係
1408	地方庁	その他(社会保険事務所)			当初は基礎年金番号ができる前の手番の整理がされていない為だと思っていましたが、3年程前、実際に記録整備を担当して、氏名や生年月日の登録誤り等記録管理がずさんだった為に浮いてしまっている手番が多くあることを実感しました。	新規で付番を行う際や、記録の整備を行う際に他の手番はないか、氏名、住所、生年月日やマイクロとの整合性を確認する等細心の注意を払うよう努めています。ご自身の年金記録について知る機会が少なく、誤った記録のまま受給なさっていた方が多く、記録管理がずさんだったことに併せて、自身の年金記録について確認できる機会が少なかったことも反省点として考えます。
1409	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	全力を挙げて取組む	マスコミ等が騒ぎ始めた時	とりあえず自身の所属する事務所の中で、年金記録問題で見えたお客様あるいは、電話されてくるお客様に誠心誠意対応し、1件1件解決していくことが大事だと思いました。 手管理時代に、将来の年金受給の大事な記録だという意識が低かったのではないか。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1410	地方庁	社会保険事務所課長級以上		現在行っている様々な視点からの事務を継続して、1件1件着実に解決していくことが現場の使命だと思っています。 ここまで大きくなったお客様からの年金不信の声は今後も止むことは無いと思います。	自分のなかでは、これほど未統合記録が存在しているとは、想像していませんでした。 裁定請求時に履歴の確認をしてから裁定していると聞いていましたので。 現長妻大臣が問題提起されたことにより、存在の大きさを知りました。	現場は、担当している現行業務がありますから、これをこなしながら、指示により動くしかありませんでした。元長官の村瀬氏は、「知恵は現場にある」とよく言われましたが、現場の企画、行動力には限界があります。 反省点としましては、資格取得の際に年金番号の二重払出を避けるための、番号確認を徹底しておけばよかったと言う点があります。
1411	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		任期付き職員として採用される前は、非常勤職員として、業務のなかで、多くの手番が存在すること自体は認識していましたが、5000万件という数字を知ったのは、メディアの報道を通して知りました。	当時は、5000万件という数字の膨大さに驚き、一件でも多くの手番を統合すべく、現場で精一杯の努力を致したつもりですが、この問題の抱える根深さに 押しつぶされそうになったことも正直ございました。また、振り返って、この記録問題を大きな視点で俯瞰した場合、「裁定時に記録を統合すれば良い」というような安易な考えではなく、基礎年金番号ができた平成9年当時に、徹底した名寄せ作業をおこなうべきであったと、今となってはそれが一番悔やまれる点だと思います。
1412	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	何をもって「解決」とするのかが不明ですが、「こういった方策をとればよい」という単純な問題ではないと考えます。 現在行っている調査確認等を地道に実施していく以外に名案は浮かびません。	長年にわたる歴史的積み上げの結果であり、年金制度の根幹を揺るがす問題と認識。問題の存在を知ったのはいわゆる5千万件の報道の頃。	年金制度は国民の皆様の信頼の上に成り立つものであり、決して制度崩壊を招くことがあってはならないと思います。また、信頼を得る前提として年金制度に対する理解が必要であると考えますので、住民の方々と接する場面では「年金教育」の視点も踏まえた対応をとるよう心がけました。 また、反省点としては現在もそうだと思いますが、この問題の本質や真実の部分が一般にはいまだ浸透しているとは思えません。その辺を伝えていくのが十分でなかったように思います。(伝
1413	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	一件一件を詳細に調査していく意外に方法は無いと思われます。	社会的に非常に大きな問題だと認識しました。 知ったのは、現大臣が野党時代に国会で追及した頃です。	一件一件をお客様の立場に立った親身な対応をしようと心掛けました。 反省点は、過去におけるずさんな事務処理の一言に尽きます。
1414	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	地道に台帳とデータの突合をおこなう。	本人不明で宙に浮く可能性はあると思っていましたが、年金請求時にある程度解決できるものと考えていました。 入庁して数年経過してから年金番号を複数もっている被保険者を見たときに記録問題は発生するんじゃないかと思っていました。	窓口で年金請求を受け付けた時は、本人である可能性が高い記録の場合はヒントを出して本人の記録であることが確認できるように努めました。 宙に浮いた年金については、紙台帳からデータ化する時に入力誤りや、台帳の入力そのものがされていなかったこと、また、事業所からの届出誤りや本人の虚偽申請等が現在の記録問題につながっていると思います。2重3重のチェックをかけることが大切だと思います。
1415	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	裁量の幅が、各県単位で異なっていたようなので、画一的な取り扱いをすること。人員を確保すること。	本来、受給できるはずの年金をうけとることができなかったり、勤務の履歴が抜け落ていたり、管理の不十分さが、もっとも大きな問題だと考えています。 存在を知ったのは、国会での発表時です。	ひとつひとつ確認いただき、本来の年金額で受給いただけるように電話、文章等で統合できるように対応してきました。 台帳からの機械化の時点、基礎年金番号の導入時、年金請求時にもっと詳しく記録の確認を進めていくべきだったと思います。
1416	地方庁	その他(社会保険事務所)			私は2年前に新規採用になった為、既に年金記録問題の存在を認識しておりました。個人的には、時間をかけてでも、確実に解決してゆくべき問題であると思っておりました。	上記以外についても、やはり迅速な対応を求められている為、時間外、休日問わず、問題に取り組んでまいりました。反省点としましては、絶対的にマンパワーが足りないと思っております。専門知識、経験のある人間が少なくなっていることが一番問題解決にあたり、苦慮していることで
1417	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	可能な範囲で、現在の取り組みを進めるほかないと考えます。	期間照会業務に携わっていた平成16年頃、中には正しくオンライン記録に収録されていない記録があることは認識していました。	上記については、紙台帳にはふりがなが記載されていないとか、手書きの文字が不鮮明だったり、くせのある文字が読み取れないなどの問題があり、記録の管理の方法が、時代とともに変化する中で、それらをすべて正しく収録することには、限界があったのであろうと考えます。
1418	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	なし	厚生年金と国民年金制度の相違から番号が附番されていた。その対応として年金手帳による管理を実施していた。この取り扱いに問題は無かったが、戦を点々とする人が複数年金手帳を所持していることがことの発端だと思う。機械管理の無かった時期に機械管理を望むのは無理なことなので、他人のせいにするわけではないがもう少し事業主に理解をしていただく必要があったと思う。	特になし。
1419	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	短期間に処理出来る事ではないと思うし、記録を十分確認しながら処理しないといけない問題であると思う。そのためには、時間と人員が必要となってくると思われる。	年金問題がマスコミ等で取り上げられ始めたころ、年金記録問題を知りました。それまでほとんどの人が年金に無関心であったと思われるし、社会保険事務所で働く人間としては大変ではあったが、年金について関心を持ってもらう良い機会になったのではないかと思う。	十分お客様の申出を聞き取りながら、氏名索引、事業所索引等をし、一つでも多く記録に結び付くように対応した。記録の管理、保管等がもう少し十分であったら少しは問題が軽減されていたのではと思う。現時点でもだが、お客様の年金についての意識にかなりのずれが見られるのが残念だ。自分では、情報を提供しているつもりでも、窓口で「今まで知りませんでした」という言葉を聞くと、まだまだ問題解決には時間を要すると痛感させられる。今まで同様、お客様のの声を十分聞き取りながら対応していきたいと思う。
1420	地方庁	その他(社会保険事務所)		窓口や電話対応に追われているので、とりあえずは、すでに照会のあったものに対して、すみやかに回答すること。 再裁定処理を急ぐこと、だと思います。 どうなっているか、という問い合わせが非常に多い。 反応のあった方は、それだけ関心の高い方です。	国民年金と被用者年金との連携がうまくとれていない。 過去の厚生年金の番号の重複が多い。 制度が個人単位なのに、個人の加入歴を総合的に見る視点に欠ける。 紙台帳をマイクロフィルムにするのはよいが、もとの台帳の廃棄はすべきでない。 (マイクロでは読めないものがある) 昭和61年に基礎年金制度ができた頃に感じました。	組織のトップが考えることですので、窓口に来た方には対応可能ですが、それ以上できることはありません。 基礎年金制度発足の昭和61年、または、基礎年金番号付番の平成9年に、大々的に広報すべきだったと思います。 当人の協力なしには処理できないと思います。
1421	地方庁	その他(社会保険事務所)	ないです。	一件一件丁寧に対応していくしかないと考えます。	国民の信頼を取り戻すために一刻も早く解決しなければならない問題と認識していました。 存在することを知ったのは一昨年の秋ごろです。	お客様の目線にたって丁寧に対応しようとしました。 反省点は、人員不足で年金記録問題にかかる再裁定処理や記録申立てに対する回答に時間がかかったことだと思います。
1422	地方庁	その他(社会保険事務所)	これまでに、これだけ長年に渡り大並にマスコミに取り上げられて、ニュースやワイドショーでバッシュングされて、知らない国民はいないと思います。	地道に原簿と電算システムの突合作業を行って、電算記録を整備していくしかないと思います。	基礎年金番号制度が始まる平成9年1月以前について、手帳番号をいくつか持っていることは知っていましたが、それは各個人も知っており、電算には記録が入ってると思っていました。 しかし、紙台帳からの電算への記録移し替えの不備、国民年金原簿と、電算システムとの整合性の無さについては、マスコミが騒ぎ始めてから、事の重大さを知りました。 それまでは、裁定請求時に職歴を調査して統合すれば終わるという安易な考えでした。 併せて、これまで早急に取り組むべきだったはずなのに政策の無さに情けなさ、国民のみなさんへの信用失墜に非常に申し訳ない感じました。 一番大事な事業だったと思います。	国が管理しているからという、信用手形を大きく巡切ってしまってほんとに申し訳ない思っています。 また、可能な限り、いままで当然受給できる方については、期間申出書からあらゆる方向から調査を可能な限りしたつもりです。 また、今後も同様も可能な限り努めたいと思います。 この問題については、職員の認識の甘さがあったと思います。
1423	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	現状の方法を粘り強く継続していく。	裁定時において、概ね解決しているものと認識していた。可能な限りの調査は必要だが、判明しない記録については過去からの事務処理上、致し方のないことと考えていた。	特に目を引く対応を取ってはいない。 また現時点でみると、受給者一人ひとりの立場に置き換えて感じてみる感覚が欠如し、仕事はこういうものだという意識にとらわれていたと思う。
1424	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録問題の対応を優先するあまり、事業所調査などの本来業務がこなせるだけの時間・人員が不足しており、将来新たな問題を引き起こしそう。	人員を増やす	新聞・テレビの報道を見て知ったので、時期としては世間一般の人と同じ それ以前は問題認識は特になし	以前と変わらずいつもどおりの対応。 個人として反省する点はとくに思いつかきません。 最後のひとりまで確認するという方針であれ、政治的な解決方法で決着するという方針であれ、決まったことに従うだけです。
1425	地方庁	その他(社会保険事務所)		1件1件対象者の方と接触をはかり、丁寧かつ確実に処理していく。	最初はよくわからなかったが報道等で知るようになり、早急に対処しなければいけない問題だと思いました。その問題については、新聞等での連日取り上げられた時期に知りました。	とにかく本人や家族に方に聞き、1件1件解決していかなければならないと考えました。再裁定の処理等もう少し早い時期から人数を増やしとくべきであったと思います。
1426	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	誰のものか分からない記録を、疑いのある人やその近族に確認してもらうため、これからも通知を送ったり広報をしたりするのがよいと思います。	問題が存在することを知ったのは平成16年頃だと思います。当時、年金記録問題は年金請求時に統合すればよいと認識していました。	平成16年当時、年金給付課に所属していたので、年金の請求書を審査する時に統合されていない本人の手番をしっかり統合するよう気をつけていました。 反省点は昔から一人一人の年金記録をしっかり管理しておくべきだったと思います。
1427	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にございません。	ご本人たちにご通知を差し上げるのも大切であり、急がなければならないと思いますが、まずは記録の整備を最優先させることが大事ではないかと考えます。 理由は、記録整備を進めるたびに同じような通知をし、かえってご迷惑をかけ煩雑な経過となってしまっているような感じがします。、	老後の生活に直結するものであり、受給者はもとより被保険者の皆様にも不安感・不信感を与え、将来的にもかなりの困難を残す問題であると考えます。 国会等でとりだたされた頃からです。	極力、お客様の目線に立って、解かり易く説明を行い不安感・不信感の一部分でも払拭する気持ちで対応を行っております。 一言で言うと「雑すぎる仕事」と思います。チェック体制が不足していたことが如実に現れていると思います。
1428	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	すべての名簿と記録の突合しかない。 本人の申出を優先せざるを得ないかもしれない	統合処理が整っていなかった 以前から重複番号の存在は承知していたが、被保険者の都合で重複番号取得の事実がある中で、職権対応ができなかったことが、多数番号が存在する結果となったと思うしかし、名簿記載に不備が見られ当時からの管理がずさんと認識する	入力での経過がずさんと思った システムが進んでおれば、この事態もなかったかもしれない。 本人の記録に結びつくならば、結びつけたい
1429	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録確認のため紙ベースでの記録(台帳)を調べたとき、管理・保管の状態が極めて劣化した状態であった。 具体的には、記録の紙台帳が破れている。書かれているインクなどが滲んでいる。書かれている文字が明確に書かれてなくて判読しづらいこと等。	社会保険事務所に勤務するものとしては、まず第一に、この問題が起きた責任は当方にあるという認識をすべてのものがもってお客様に対応すること。 今年の3月に任期付で採用以降、電話での苦情を受けさせてもらいましたが、まずは反省すること。 そのうえで、全員(トップから有期雇用者まで)が認識を持って取り組んでいくことが必要であると思います。	年金記録問題や社会保険庁が廃止されるという状況で、私のこれまでの民間企業での経験を活かしたいと思い、[redacted]任期付で採用されました。	これまでの9ヵ月間の勤務では、まず第一に職場で明るく元気に仕事をすることをこころ掛けました。窓口業務も採用後まもなく行なうようになりましたので、お客様に対して、積極的にお声をかけさせていただき、より分かりやすく説明するようにしました。新規適用事業所の説明(書類受付)で、事業主様から説明がよく分かったと言ってもらったときは、うれしかったです。 電話での年金特別便等の照会では、記録確認にあまりにも時間がかかりすぎること等のお叱りを何度もいただきました。そのときもお客様の立場に立った対応をこころ掛けました。 この問題の根本は、お客様の立場に立った考え、行動ができていたかどうか?にあると思いま

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また。現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1430	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	すべての記録を解決することが大切だと思いますが、現時点でできることなどを優先順位し、あるいは込み入った記録などは抽出し、より時間のかかるものとそうでないものを選別し、時間のかかるものはより多くの人員などを配置し、職員が一丸となって解決に向け、国民の信頼を回復させるために、正しく処理を続けることが重要だと思います。	ねんきんとくべつ便を送付した時期くらいしか、年金記録問題があることを把握しておらず、自分の情報、知識の遅さを残念に思っています。	現職として年金記録の資格取得時の報酬、算定基礎届け、等々、書類の受理するさいは届出の入力の処理にミスの出ないよう、しっかりとした二重チェック等々をしていかないといけないと思っています。
1431	地方庁	その他(社会保険事務所)		何十年もの積み重ねの結果ですから、一朝一夕で解決できる問題ではありません。地道にこなしていくしか今の私には思いつきません。	戦時中や戦後間もない人達の記録ばかりが問題になっていて、自分のような最近の世代にはあまり関係ないことと思っていた。当時は千葉事務局の賞与の算定のアルバイトで仕事してました。電話センターの対応が大変な時期だったのが印象的でした。2～3年くらい前だったと思います。私も心配になって年金記録の確認をしたのを覚えてます。	どこの省庁でも多かれ少なかれ見られることだが、国民から預かっているお金に対してあまりにも意識や扱いが軽すぎると思った。上記のアルバイトの経緯があって、任期職員として仕事をさせていただいてますが、過去の職員や幹部の方々の責任がうやむやにされて、ただ過去のツケを現在まわされている感じで現職員が気の毒です。しっかり真面目にやってる職員もいるのに・・・。もちろん現在の自分の立場はこの問題の解決に力を尽くすことだと思ってますが、現職員だけでは大変です。過去の職員や幹部の方々にも協力いただきたいです。反省点は状況の変化に対応しきれなかったと思います。変化を恐れないことです。そして隠蔽体質の改善です。謙虚で素直な気持ちになって、立ち返るべきでしょう。
1432	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません	世間一般に周知されていない問題を孕んでいるのであれば、早急に公表すべきだと思う。	国民の皆様に多大な不安及び迷惑を及ぼす問題と認識しています。 問題がどのようなものか自分の中で具体性が固まったのは平成19年5月ごろだったかと記憶しています。	当時の所属課が国民年金課でした。窓口及び電話での御照会に対しお客様に納得頂ける様に、しこりを残さないように対応しようとした。また爽行した。 特別便等の発送ベースが速すぎだったと思う。現場の許容量をはるかに越える業容を行ったため長い待ち時間、回答に要する期間を生んでしまい、更なる不満をお客様に抱かせたことが反省すべき点です。
1433	地方庁	社会保険事務所課長級以上			基礎年金番号導入後は統合されていない番号が存在していることは、当然知っていましたが、どのようなケースで、全体でどの位の件数が存在しているかは地方庁の職員では全く知らなかった。一連の報道で知りました。	社会保険庁の問題点は色々あるのは事実ですが、今後年金記録を管理するうえで、管理する我々の力だけでは不十分だと思います。加入者サイドからも高い意識を持って協力が得られないと、また宙に浮いた年金が発生する恐れがあると思います。
1434	地方庁	その他(社会保険事務所)		問題解決には、人手が必要。機械的に出来るものではないので経験のあるOBを活用すべき。(アルバイト等を大量に投入して解決できるものではない。現場が混乱するだけ)	平成14年当時、年金給付業務の時に給付に結びついていない記録が(手番)多数あることを認識していたが、請求主義のため、やむを得ないと思っていた。	年金請求時に、職歴確認を慎重に行った。 基礎年金番号導入が遅すぎた。
1435	地方庁	その他(社会保険事務局)		専門の担当チームにより取り組むべき	すべての問題をすぐに解決するのは困難であり、長い時間を要すると思いました。現行の職員だけでは到底解決できないのではと思いました。	与えられた業務を円滑に遂行すること。
1436	地方庁	その他(社会保険事務所)		古い個人の厚生年金記録の会社名登録。	年金記録問題がわかってから、古い厚生年金記録の台帳が社会保険業務センターより送られてきたとき。	客対応するときに会社名や職種等参考になるような事を聞き出すようにしてる。
1437	地方庁	その他(社会保険事務所)	【①記録照会滞留の3大要因】 ①力のない上司 ②やる気のない担当 ③『私の担当ではない。』等の理由で、面倒くさそうな照会業務を手伝わない周りの職員 【②再裁定漏れ】 各事務所とも、国民年金の納付記録調査の結果、納付記録が判明し、せっかく納付記録を追加したにもかかわらず、再裁定の依頼を怠り、再裁定処理がなされず、年金額が変更されていない受給者が、相当数いると思われます。 【③氏名索引が甘い】 各事務所とも、窓口でもうちょっと細かく氏名索引をしさえすれば、その場で統合できる手番があるにもかかわらず、氏名索引が甘いゆえに、未統合で浮いてしまっている手番が山のようにあると思います。 【④記録照会の調査不足】 記録照会を受付けて、調査依頼を出す照会先を特定する際、担当職員および上司の知識不足により、照会先の特定が不十分なため、本来なら名簿が発見され、納付記録が追加されるはずのお客様にも、『記録はありませんでした。』といった"なし回答"がされている事務所が多数あると思います。	【①について】 記録照会の滞留問題は、完全に人災です。 滞留がひどい、都内の事務所の事務所の担当課は、①～③の滞留3大要因のうち、2つ以上が必ず揃っています。 人間ならある程度は仕方ない心理ですが、"できることなら仕事をしたくない"という意識の職員が多数を占める中で、役職者が、人事評価制度のアメとムチを有効活用し、また、≪頑張る職員はきちんとほめる。≫、≪やらない職員は徹底的につめる。≫といった、民間では当たり前の管理者としての指導ができない職員を、事務所課長等の主要ポストにもってくるべきではないと思います。 うちの職場によくいるタイプの、"人当たりの良いイエスマンで、局では無難な存在だが、管理者として仕事をどんどん回せず、できない職員つめた経験もない職員"を、事務所課長等の主要ポストに持ってきている今の人事制度を根本的に変えるべきです。 周りの手伝わない意識の低い職員も巻き込み、みんなで処理にあたる空気を作りうる柔腕タイプの課長を、滞留がひどい事務所の担当課に持っていくと、滞留解消に効果的かと思います。(ただ、悲しいかな、ぬるま湯体質のうちの職場にはあまりいないタイプですが。) 【②について】 各事務所とも、今まで照会調査の結果、納付記録を追加した全てのケースを洗い直し、再裁定できちんと年金額が変わっているか、もう一度チェックすると良いと思います。 【③について】	最重要課題と認識していました。 知ったのは、平成19年7月頃だと思います。	記録照会担当なので、全力で取り組みました。 反省点は、上記(6)・(7)のとおりです。
1438	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	人員が限られている以上、一歩一歩進めていくしかないのではないでしょうか。	私は地方勤務が長く、オンライン導入後の昭和62年に入庁したものです。厚生年金に関しては、基礎年金番号導入以前、保険証を早く発行してほしいといった依頼を受ける形で、多少の疑義があっても安易に新番払い出しを行っていたと思います。よって、当時は後日重複取り消しによって解消されるであろうといった認識でしたが、結果として宙に浮いた年金記録を増大させてしまったと思います。 消えた年金記録に関しては、全く認識がありませんでした。 標準報酬の改ざんについては、過去は事業主性善説で事務処理を行っており、多少の疑義があっても多くは事業主の陳述を信用し取り扱っていました。 偽装脱退については、添付書類を求めていない以上、あり得ることだとは思っていましたが、確認するすべがありませんでした。	個人として、問題が大きく取り上げられるまでは何もできませんでした。 現時点においての反省点は、やはり行政が直接個人に対して記録の通知をできていなかったことが挙げられると考えます。当初からこれを行っていれば、このような問題は起こらなかったと考えます。 また、厚生年金の被保険者資格の確認請求は、制度としては存在しても、中小企業においては行使すれば首切りにつながりかねず、別の方法を検討するべきだと考えます。 また、強制適用を推し進めるには、組織が脆弱であることはもちろん、企業に体力がないことも危惧されます。
1439	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知らない		昔からコンピューター上で氏名が登録されていないことに対する疑問は抱いていた。しかし、このことは年金請求時において、職歴を含めて確認していたことを踏まえ、これまで大きいな問題になるとは認識していなかった。	年金請求時においては、未加入となっている期間における職歴等の聴取を十分に行ない、期間照会の受付等を行なってきた。反省点としては、十分な体制が無い中でオンライン切替等を進めてきたことや制度そのものが周知されていなかったことに起因すると考える。
1440	地方庁	その他(社会保険事務局)		親身になって、相談者の話を聞き、現在受給者である者については、至急、本来の年金額を受給できるよう迅速な事務処理が必要であるとおもわれる。	市町村との納付記録が合致しないことがあり、パンチミス等があることを国民年金課在籍(平成9年ころ)中に知った。	市町村で保存されている台帳を確認し、納付があきらかな記録については、直属の上司に相談したうえで記録の補正を行った。市町村との記録の不突合は以前からも多数あり、判明した時点で1件ずつ解決できていれば、現在ほど騒がれることがなかったのでは、と思う。
1441	地方庁	その他(社会保険事務所)	一般の範囲のみ。	人員を増やし処理能力を向上させると同時に、再裁定の支払を早急におこなう。特に高齢者については考慮すべきであると思う。	以前から、年金相談において記録漏れについて訴えがあったが、調査しても記録はなく、一行政機関だけの問題では解決できないと認識していた(各方面の協力が必要)。	市区町村・事業所・官公庁への照会を行い調査回答を行なった。複雑な年金制度及び記録管理の甘さに問題があると思う。
1442	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		制度の根幹にかかわる問題だと認識している。平成19年度になってから。	直接相談を受ける部署でしたので、目の前のことをかたづけるので精一杯でした。どの事柄をとってもやはり広報が不足していたのは現実のことだと思います。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1443	地方庁	その他(社会保険事務所)	・どこの誰がということではなく、市町村で国年保険料を徴収していた際に、収納員や納付組織の集金人が横領したために、未納扱いになっているものがあるという話はだいたいの職員が知るところですし、お客様からお話されることもありますが、テレビなどで触れているのを見たことがありません。 ・その昔納付率などについて社保が市町村を指導していた時代に、特に国年の保養施設がある市町村や、施設を誘致したい市町村については特に納付率を上げるよう厳しく指導していたようです。その結果、本人に連絡しないまま免除を進運する、いわゆる机上免除？と呼ばれる行為がかなりあったようです。もちろん他の市町村でも。免除申請した記憶がないという中には、そういったものが含まれているのではないでしょうか。 上記2点については、おそらく当県の30代以上の職員ならだれでも一度は耳にしていることと思いますが、誰の分かと聞かれても答えることができる職員は一人もいないと思います。また、市町村のせいにしていると批判されるのがオチですので、話を大きくしようとする職員もいません。 主旨と違うかもしれませんが ・いわゆる「記録の覗き見」について。有名人の氏名索引があり、カードの持ち主が否定したため調査が行われたことがあります。自分が聴取された時は、否定したところ、当時の事務局次長から「怪しいな」と言われたため抗議したところ、「ケンカ売ってるのか！」と恫喝されました。それとは別に、結局「犯人」がわからず、カードの持ち主が索引したこととされ処分された人が何人かいます。その人は機構に採用されなかったはずです。事務局幹部は本人に「後で何とかなるから」という雰囲気で、索引したことにしてほしいと説得したようです。カードの管理に問題があったとはいえ、それが事実であるなら、その幹部も処分されるべきではないでしょうか？すでに退職した幹部もいますが、退職金の返還を求めるなど何らかの対応をしてほしいと思います。この件について庁で何も行動を起こさないとすれば、現場職員は、庁も同じスタンスで対応していたか、黙認しているんだなと感じます。いま、分限免職されそうになっている職員のなかにもこのケースに当てはまる人がいるかもしれません。もしいるなら、何とか救済の道を探っていただきたいです。事実を公にすることがいま一番求められていることでしょうから。また、このことで分限免職になり裁判を起こされた場合、法廷で証言されるとおおきなマイナスイメージとなるでしょう。	完全解決は無理だということをはっきり公にすること。当時の総理が最後の一人までと叫んだときに、それが可能と思った職員は一人としていないはずです。 有効的かつ効率的なシステム開発。そのための現場との十分な意見交換。	国民生活に直結するため、最優先に対応しなければならない問題。 基礎年金番号導入後、未統合の記録がかなりあることは認識していましたが、あそこまでとは思いませんでした。それを知ったのは、民主党が問題にし始めた頃です。	積極的に、親身に対応しました。また、申し出の記録がないと思い込まず、まずはあるという前提で対応しました。 問題点 記録問題が公になってからこれまでの本庁の職員や、システム開発に携わった職員の苦労はものすごかったことと思います。ただ、現場を置き去りにした、外向けの対応を優先したために、新たなシステムを構築するための十分な検証作業ができなかったため、現場では、不十分、非効率なシステムを作ったとか、2度手間や、数字を拾うためだけの入力では？と思ってしまうような入力処理がありました。また、現場への周知が遅れ、お客様がお持ちになった書類で初めて知ったというケースもありました。そのため、現場職員の庁への不満や不信感はかなりのものでした。現場の声が庁に届いていないと感じ、皆が仲い思いもしていました。一丸となって取りくまなければならない問題なのに、このことは大きなマイナスでした。さらに、時間外手当が完全に支給されなかったことが、やむを得ないとはいえ大きな不満になっていました。 いずれにしても、これまで庁と現場の距離がかなり離れていたことは事実です。機構の発足後、政策の立案、方向性を決める舵取りは当然本部が行いますが、動くのは現場です。現場にはたくさんのお客様の声と、経験に裏付けられた知識があります。これはどんない大学を出たからといって得られるものではありません。今後は何をするにも現場の声をよく聞くべきです。現在のLANの掲示板では、意見があっても、投稿すると氏名が出るため嫌がる職員がかなりいます。投稿者が誰かは、管理する側が把握していればよく、悪質なものについては直接指導すればよいと思います。LANの掲示板が継続するならば、投稿者の氏名が掲載されないよう改善すれば、現場の意見が多く出てくる可能性があります。 日本年金機構を信頼が得られる組織とするために必要なものは、お客様の声と、それをつなぐ現場職員の声だと思います。そのためには、本部とブロック本部 、さらに年金事務所との意思疎通をうまく取れるようなシステムが絶対に必要だと思います。
1444	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	他の業務から切り離し、専属チームで集中して早急に解決していかなければ、国民の信頼は戻らないと思います。	戦前からの長い経過があり、一概には責任を明確にはできないが、この状況を知っていて現在まで対応しなかった体制にはすごく問題があると思います。平成2年4月に勤務してすぐに年金給付を担当したが、氏名索引で判明しなかった記録についてどうなるのか上司に聞いたが、明確な回答がなく漠然とした疑問は残っていた。	当時の上司が分からないことは、勤務してすぐの自分の立場でどうするなどと考えもしなかった。しばらくして担当課も変わり、すっかり疑問も忘れてしまっていた。古い慣習ですっときていて、どの<ぐらいの未統合記録があるのかも分からない状況ではどうしようもない。もっとオンラインに記録を移行した時期などにきちんと公表して対応していれば、こんなに大きな問題にはならなかっ
1445	地方庁	その他(社会保険事務所)			現状の未統合の年金記録については、年金裁定時に整理すればよいと考えていました。また、基礎番号導入後、相当期間を経ることで自ずと記録が整理されいき、基礎番制度の目的も遂せられると考えていました。	ねんきん特別便の対応をしていく中で、年金受給者の中にも多数記録もれが存在している現実に正直、ショックを受け、受給者の方々の記録もれの申出に対し、真摯に耳を傾け対応するように心掛けた。年金記録がWM上で確認できないものが存在していることが、問題だと考える。
1446	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	1 厚年記録(特別便)で本人(家族等)から確認がとれない場合は、可能性の大小だけで判断するのではなく、公平性を重要視して「基準を作成し」確定すべきと考える。 2. 国年記録の納入期間については、一定の期間で家族の一部だけが納入されていない場合は、申し立てのみで納入していたものと認めることは問題が多い。(虚偽の申請が増加すると予想される。)	1．年金の記録(加入期間、標準報酬月額)は年金額を算出する際の基本となるもので、長期間のデータの登録・保管の重要性を意識していた。 2．平成19年6月頃と記憶している。	1 年金加入期間の照会で、WMで確認できない場合、就労していた事業所名と類似する事業所を詳細に調査し、管内の紙台帳からの確認もれのないように取り組んだ。 2．地方から進達した紙台帳の記録は全て、氏名・生年月日も含め、入力されていると考えていた。 3．年金加入記録は年金の裁定請求時に確認されるので、途中での確認等について不十分で
1447	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	引き続き全職員(謝金職員賃金職員含む)で対応する。	早急に解決しなければならない最重要課題であるとの認識。 マスコミ等に公に取り上げられてから。	早急に解決しなければならないと考え、現在も日夜調査を行っている状況。 旧台帳等、古い記録をオンライン記録として厳格に移行させなかった、過去の厚生労働省及び社会保険庁幹部等の責任。 厚生年金の届出について、事業所からの届出制を敷いていることによる届出もれ・誤りが発生してしまう制度上の問題。国民年金についても同様。
1448	地方庁	社会保険事務所課長級以上		厚生年金の記録については、ご本人様からの地道な聞き取りだけでは、限界があるのは確かです。 当時の法人名等が社員には伝わっておらず、余計に複雑になっているのが実態です。 万策尽きた感ありです。 せめてご自身の当時の職歴を記憶されていれば、調査の可能性が出てくるのですが。	基礎年金番号制度が本格化してから意識したように思います。 一番大きいのは、「基礎年金番号制度導入時」に時間をかけてするべきであったと考えます。今までに約10年猶予があったわけですから。	基礎年金番号導入以後に「疑義複」が判明した場合、チェックをかけていたと記憶していますが、正直、1ヶ月程度で退職した方がこんなにも多くいらっしゃたという現実は、想像していませんでした(当時の庁の統合準備も相当甘かったのだと思います)。 年金制度の長い長い歴史の中で、せめて、基礎年金番号導入当時に今のような「特別便的な調査」をの少しずつ時間をかけて取り組んでいれば、このような厳しい世論にまでならなかったのかもしれません。 現場では、当然ながらいい加減な仕事はみんながしてきていませんし、積み上げてきたものが崩れてしまい、残念でなりません。 今後も地道に「記録調査」を積み上げていくことが大切であると考えます。
1449	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録を入念にひとつずつ確認していき、裁定をすばやくすることが大切だと思います。	2年前に初めて認識しました。社会保険庁の中でも1番重要だと思われる業務なので一日でも早く解決するよう協力したい。	今まで年金受給者に対してきちんと確認していなかったことが問題だと思われます。今後は年金受給申請時にきちんと確認していくことが大切だと思われます。
1450	地方庁	その他(社会保険事務所)		完全な解決は不可能と考えるので今案がでているようにある程度の許容範囲 で証拠なしでも本人記録とする柔軟さは不可欠と考える		
1451	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	現存する紙(マイクロ)台帳とWM記録の突合以外ありません。	制度の根幹をなす大きな問題と認識しています。	まずは被保険者記録・ファイルの整備を完結させることが大切なのに、完結しないまま、「受給者便」等送付するため余計に混乱が生じ、国民全体の不信感がつのるだけだと率直に思います。問題が起こった後、それに応じて都度対応しているケースが始どであるため、すべてにおいて後手を踏んでいると思います。
1452	地方庁	その他(社会保険事務所)	特別にありません。	地道に対応すること以外、解決策は無いものと思います。	老後の保障となる大切な年金を左右する問題であり、自分自身のことに置き換えて真剣に対応しなければならない問題と認識しています。 基礎年金番号導入後、他の手番号照会に対する回答率の低さを知った時、 このままでは将来未登録による年金記録の脱漏は避けられないものと、わずかながらも危惧の思いを抱いた様な気がします。	地方の一職員としては、ただ状況を見守ることしか出来ずにいましたが、今となっては問題解決のために、もっと積極的な対応をすべきものであったと反省しています。
1453	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	非常勤職員だけではなく、正規職員の人員を増やして長期的な対応が必要と考えます。	基礎年金番号へ未統合である、誰の記録か不明な記録を確認し、本人の記録へ統合し正当な年金を受給していただく内容と思います。 また、この問題を知った時期については、新聞・TV等で報道された頃と同時期です。	年金記録の確認において、丁寧な対応に努めました。年金制度発足時からの制度及び記録管理の仕組みに問題があったのでしょうか。
1454	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくにない	わからない	19年ごろ。 その時その時でできることを精一杯やっていたはずなのに、さも悪いことのように言われるのは納得がいかない。	不正でないことを不正といわれ、誤ってもいないことを誤っていると世間(？)に言われるのがつらい。
1455	地方庁	その他(社会保険事務所)		一気に画一的に処理しようとすると歪が出ると思われるので、 1件1件地道に解決していくしかないと思う。	これほど宙に浮いた年金記録が存在するとは知らなかった。 平成20年ごろ	年金裁定の受付時に年金記録に空いた期間がある場合は、請求者からの訴えが無ければ、こちらからわざわざ探さなかった。「○○会社にお勤めではなかったですか？」の一言を言わなかった、言えなかったことが反省点であると考えます。
1456	地方庁	その他(社会保険事務局)				
1457	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	現在及び過去の年金制度に詳しい人、地域の事情に詳しい人、オンラインシステムに詳しい人、パソコンのデータ処理に詳しい人などを集めて専門に行わないと解決には程遠いと思います。	年金記録の未統合に問題があると思ったのは、数年前に年金給付課に在籍したときです。	件数が多いので、個人対応は無理であると思っていました。 当初問題が出たときに、国民の皆様を不安にしたことが反省点だと思います。事実を出して、解決に向けてのスケジュールを示し対応すべきでだったのではないでしょうか。
1458	地方庁	その他(社会保険事務所)			市区町村記録が完全に進達されていないことによる問題。 領収書があるにもかかわらず、納付の記録に反映していない。 国民年金担当になった、平成12年頃。	平成14年に国民年金事務が国に移管されたさい、市区町村の台帳が破棄されたことが大きな反省点だと考えます。 平成18年に再び国民年金担当になったときに市区町村台帳がないと聞いて、大変驚きました。お客様の申し出を丁寧に聞き取りし、資料を探し出す以外、なんの方法もありません。
1459	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	受給者の記録問題を集中的に調査し、一定の年齢を区切り、着実に記録確認をしていただくことが重要だったと考えていました。今報道されているような初めに訂正ありきでは、なかなか根本的な解決にはならないと考えます。事務的には困難であるかと思いますが、今の法令を厳しく適用することにより社会保険関係事務を適正化していくしかないと考えます。このことにより、社会全体の社会保険関係への理解、認識が深まることに期待するしかない。	国民年金関係の記録漏れ等については、市町村とも係わり合いがありそれぞれの資料により、一定の整理は可能かと考えていたが第3者委員会のあっせんとのかかわりあいもあり、解決するための判断基準がむずかしくなったと考えています。国民年金問題における不在処理によるは事務処理は知っていたが全般的な記録問題の存在したのを知ったのは新聞報道でした。	高知県における各事務所レベルにおいても、収納率についてはそれほど強力にプレシャーを受けた記憶はなかったが、国民年金特別対策会議が設置され県の収納率は全国的にも低い中であっても意識せざるを得なくなった。全国的な流れとはいえ、収納率をアップすることは業務において重要課題でもあり意識しないということはできなかった中であっても不適正な方法で収納率アップをすることを阻止できなかったことは反省しなければならないと考えます。
1460	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1461	地方庁	その他(社会保険事務所)		今までより担当人員を増やして直実にやってゆくしかないとおもっています 。年金の債務を取り戻すには時間も必要です。人を増員して期間を決めて 進むかある程度時間をかけてやる方向かを決めて頂きたいと思います	やはり老齢年金裁定時に期間を調べれば問題ないとおもっていた。マスコミで5000万件の問題が騒がれたときです	他の職員の方と同様誠実に窓口応対や電話応対に取り組んだ。また担当課でも、あつたので早く解決しようととりくんだつもりです。庁の解決方法に現場の職員の知恵や意向がもっと反映されればよかつたのにと思います

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)..(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1462	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	とりあえず増員する必要があると思います。 事務所は人手が足りてません。	過去の職員の怠慢が引き起こした問題だと思いました。 知ったのは、年金問題が世間一般に知られた時です。	お客様一人一人に説明責任を果たすため、相手の立場にたった対応 を行いました。 すべては過去の職員の怠慢だと思います。 お客様の記録だという意識がなかったんだと思います。
1463	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号に手帳が未登録になったままになっている問題。 時期は年金記録問題報道されるようになってから。	出来る限り手帳を基礎年金番号に登録しようと対応した。 手帳を年金裁定請求時に本人確認して登録しようとしていた点が反省点の一つ。裁定請求時まで待たず、もっと積極的に広報して手帳解消に努力すべ きであった。
1464	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし。	現在の方法(特別便・定期便)を変更あるいは追加すればかえって混乱を惹起する可能性が大きいと考えます。 即効的な対策はありませんし、頻繁な方針変換はいかがなものかと考えます。	厚生年金記録については、かつての資格取得届の方式等から考えれば当然推察されることでしたし、進達された記録があのようにずさんに取り扱われているとは創造しておりませんでした。 国民年金記録については、昭和60年の法改正以前については任意加入に近い状態での届出制でしたし、情報のない中で市町村への協力依頼でしか対応できていなかったのですから致し方ないのかと考えていました。また、記録の管理についてもその処理がいつなされたかの事跡が残っていないのですから、事例判断できないのでは、被保険者への説明にも苦慮しています。	現在の特別便・定期便を丹念に進めていくしかないのではないでしょうか。 反省点としては、本来手段を変更する場合にその事前の細かな整理と対応策の検討が、現場と乖離されたところで行われていたことに問題があったのではないかと考えています。
1465	地方庁	その他(社会保険事務所)		まずは地道に確実にこれまでに提出いただいている定期便、特別便の調査を進めること、日々の年金請求時の窓口相談の時には必ず記録確認をお客様に行うなどを続けていかなくてはなりません。例えば資格取得届の受付時には手帳番号を確認するなど、新たな漏れや基礎年金番号の重複付番が発生することも防がなくてはなりません。	基礎年金番号導入時に手帳番号を登録していくということは知らされていました。その後平成14年頃に初めて年金給付課に配属された時に基礎年金番号に統合されていない手帳番号がまだあることを知りました。カセットもあることがわかりました。年金記録が統合されていないのであれば、受給する年金額が異なるため、索引などを徹底して漏れのないように気をつけなくてはなら	窓口で相談を受けるときには必ず加入記録を確認し、厚生年金や国民年金の記録に疑義があるお客様がおられれば、詳しく伺いました。勘違いであることがわかったこともありますし、W.M.や事務所のカセットの検索、他事務所への照会など記録漏れのないように注意していました。当時としてはやるべきことをやったと思っていますが、もっと踏み込んで進めれば良かったと思うこと
1466	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		記録関係や年金給付の実務に携わっていなかったこともあり、漠然とした問題意識しかなく、裁定時までには何らかの処理が行われると思っていた。事務処理上の誤りはゼロではないが、誤りがあるとの前提で考えたことはなかった。 本当の意味での問題意識を持ったのは、報道等がされるようになり、問い合わせが増え始めた頃。	職場内で記録管理について話をする機会はなく、担当部署で対応するものとの認識で、個人的な対応までは考えなかった。サービス向上や収納率向上については、組織として取り組むべき課題として共有されていたが、記録管理はその他の問題のひとつとの位置づけだった。 目先の仕事に振り回され、組織の根幹をなす業務をおろそかにしてきたこと及び自分も含め過去の仕事に間違いはないという前提(間違いを指摘されても真摯に調査しない)の体質については反省すべき点である。
1467	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	記録照会回答の完全分業化。 通常業務をしながらの回答は難しいです。	記録問題は4年程前に認識(未在職)しましたが、突如勃発した感はあります。	不信感により、正しく処理されているものまで調査依頼がでるなど、マスコミ等の影響は多大だと思います。マスコミ・広報を上手に活用すべき。 また、年金の重要さを学ぶ機会がないので、教育に盛り込む必要はあると思います。 個人としては、留々人に真摯に対応することを心がけています。
1468	地方庁	その他(社会保険事務所)			制度問題であると認識している。存在を認識したのはマスコミに取り上げられて以降のことである。	実地にて個別に相談等を受け、速やかに対応していった。 制度上の欠陥及び、管理する側(自治体、企業含め)に規範意識の欠如や、自己本位の姿勢、相手方への自己責任を押し付ける意識が大きく存在していたことが問題としてあげられる。顧客意識の欠如、労働組合の過剰な存在等も一因としてあげられる。
1469	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現場やOBからの意見を「匿名」で吸い上げることと、時間をかけることが必要。	当時はWMの記録を信じていましたので、問題ないと思っていました。 マスコミ等で騒がれてからです。	お客様に少しでも早く、正確な記録(情報)をお伝えすべく対応しようと考えました。 反省点は特にありません。
1470	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	情報の提供等の個々への働きかけや記録の調査などの地道な作業をおこなっていくしかないと考える。	氏名のない厚生年金記録があることは承知していたが、その規模については承知しておらず、また、基礎年金番号に統合されていない記録の規模も承知していなかった。 また、年金請求時に、記録のもれがあれば、ほとんどの人が申し出してくれるだろうとの裁定主義的な感覚があったことは否めない。 この問題について認識したのは平成19年3月頃である。	認識を改めたことにより、それをふまえて対応するようになった。 反省点としては、行政は基本的に誤りを犯さないという認識から、あまりにもリスク管理ができていなかったことである。 また、制度と制度についての個々の加入者等の認識レベルのギャップがどのような結果をもたらすかについての想像力が欠如していた。 標準報酬が決定したときには、事業主は被保険者に知らせる義務があるが、このことをひとつとっても制度が機能していたとは思われず、加入者個々に向けての情報提供が不足していたことが上記の状況に拍車をかけたと思われる。
1471	地方庁	その他(社会保険事務所)	アンケートが周知されてから、回答期限までの期間が短いこと。	本気で改善する意思を持つこと。	年金相談時の加入記録確認時に、聞き取りをして必ず旧姓を含めて氏名索引を行うが、オンラインの手番記録に誤りが多く、実際窓口等で対応している職員もある意味被害者だと思った。報道などでは、社会保険事務所に取材が入るため、事務所職員により引き起こされている殺症とのイメージだを強く国民に植え付けたが、第一の責任は、社会保険業務センターにあると思う。 年金記録問題については、窓口などで相談を始めた平成16年から知っていたことになる。	当時から記録調査を担当する職員・部署はあったので、年金相談時には、オンライン記録を鵜呑みにせず、記録調査として調査申出書を預かるようにした。しかしながら、相談者の記憶があいまいだと、どうしても聞き取りがおざなりになったことがあったと思う。また、オンライン記録の不備について、常識的には大問題だと思うが、「しかたのないこと。こんなものかもしれない」という意識が自分のなかにあったことも、今後の業務遂行の上を考えると反省点としたい。
1472	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1473	地方庁	社会保険事務所課長級以上			年金相談コーナーで年金を請求した請求者に受付時に確認しているため、それでよいと思っていた。	
1474	地方庁	その他(社会保険事務所)		旧台、フォローアップ、1975万件の早期記録照合、統合、再裁定への進達までを優先して全職員で取り組む。	H20.2.14から勤務しておりますが、すぐに記録問題は大変なことだと認識しました。(配属が庶務課であったことがより、記録問題を身近に感じることとなりました。)	できることからひとつひとつ解決するべく、対応してきました。 もし、オールゼロの記録が全国、先に整備されてから、ねんきん特別便等の手紙を送付していたら、送付後の対応はもう少しスムースに運んだかもしれないと思います。
1475	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません	1件1件お客様の立場に立って、説明を行い、ご理解をいただくまで懇切丁寧な対応を繰り返し、信頼を得ることが肝要。また、現状では、職員数が減少していることから、政治的判断で解決することも必要ではないでしょうか。	地方から記録を業務センターへ記録等の進達をしていたので、適正に処理されているものと信じていたので、当初、5000万件の報道がされたときは大変驚きとんでもない問題だと認識しました。それを知ったのは、平成19年6月頃のテラシ配布から12月のねんきん特別便の送付に至る間に知りました。	報道等で大勢の方が相談に来られたので、待ち時間を少しでも少なくするよう最重点課題として取り組みました。平成9年の基礎番の時にもっと広報をしていればよかったと思います。また、様々なことを最初に知ったのはマスコミの報道によるため、対応が後手後手に回ってしまった。 過去に日常の業務を適正に行っていれば防げたこともあったのではないかと思います。
1476	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知らない。	職員の意識改革。	H20.2入庁の任期付職員のため、入庁したときはすでに年金記録問題が存在していた。	お客様一人一人の立場にたって、迅速丁寧に処理するよう心がけた。 人員不足である上に年金制度が複雑であるため、迅速かつ十分な 対応がしきれていないように思う。 人材育成と分かりやすい(お客様にも分かるぐらいの)マニュアル、システム作りが必要ではないかと思う。
1477	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	一般の相談や業務と並行していくのは難しいので人員を増やして窓口対応も含めた専門チームを設置する	何十年も前の記録を現在までの長期間にわたって管理することの難しさを痛感しつつも、なるべく早期に解決すべき大きな問題と認識していました。いつ頃知ったかというのははっきりとは分かりません。	批判や意見を真摯に受け止め、年金制度への不安や不満を払拭していただけるよう日々窓口や電話応対を行っています。 もっと早期からこの問題に予算と人員を投じて記録管理を行っておくべきだったと思います。
1478	地方庁	その他(社会保険事務所)	障害年金、遺族年金、沖縄特例のある方などは、年金記録が見つかることにより、年金が減額になったり、受給権自体がなくなったりする場合があり、お客様に説明をしても、納得が得られない場合があるため、記録統合することができず、記録問題が解決できない状況にある。	現時点においては、法律上解決できない問題たが、年金はお客様の生活の糧であるため、減額、受給権がなくなる方に対しては、記録を統合したとしても、年金額は現状のまま(従前保障)をするよう、法律改正等をしたほうがよいと思う。		
1479	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成19年ころ	特別便の対応を一生懸命したし、今後もそのつもりで取り組むつもり
1480	地方庁	社会保険事務所課長級以上		人員を増員する	わからない	わからない
1481	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	期間照会の担当職員を増員して作業を進めたらよいと思います 特別便よりもクリーム便でこちらから特定の記録について照会をかけるほうが効果的だと思います	報道があってから知りました	基礎年金番号がふられた平成9年以降、引き続き積極的な広報や通知が必要だったと思います
1482	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在行っている調査を継続し、回答のない方には、何度も連絡するしかないと思います。	平成9年の基礎年金番号通知書発送時に、他の番号があれば回答してください。というお知らせをしました。その後、年齢ごとに、手番の調査をしていたと思います。特別便の前までは、回答をいただけなかった方がいたとしても、年金受給の手続きの際に確認し、最終的に漏れのない状態で受給していただくことができると考えていました。 この問題を知った時期は、平成9年くらいだと思います。	年金受給の際の記録確認は重要であると思っていましたので、注意して対応してきたつもりです。 少なくとも、基礎年金番号付番時に、すべての記録をオンライン上に整理したうえでお知らせし、回答のない方には、何度も連絡をとり、記録を結びつける努力をする必要があったのではないかと思います。
1483	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1484	地方庁	その他(社会保険事務所)		人員・予算・時間をかけて丁寧に突合	紛失したり誤った記録を回復、補正する作業を保険者側から積極的に行わなかった為、年金制度に対する認識不足により事業主や、被保険者から適正な届出がなされなかった為起こった問題。 大まかな全体像がわかったのはマスコミ報道以降。	被保険者や受給者、事業主と接触できる機会に適正な記録が届けられるよう制度の周知を行い、また、保険者側からも記録の回復に積極的に取り組もうと考えた。 届出主義に基づき、常に待ちの姿勢で積極的に記録の回復に努めてこなかった点。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1485	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		私は平成17年に年金給付課で新規採用され、そこで主として裁定請求時に年金記録の確認(番号の統合)をしていることを知った。 その時は正直、初めて年金制度の実務に触れたので、年金をもらう時に年金記録を確認をするというのが年金制度のシステムなのだなとしか認識できなかった。 平成19年に年金記録問題が大きく報道された時、裁定請求時以外に年金記録を確認する機会がないことが、年金記録問題の大きな原因であることを初めて気づかされたと思う。	年金記録の確認を被保険者から積極的にしてもらえるよう、窓口相談などで年金記録の確認を促した。また、年金記録の確認は社会保険事務所でいつでもできることをアピールし、年金記録の確認を身近に感じてもらうよう心がけた。 次に年金記録問題が生じたことへの反省点としては、(8)でも述べたとおり、国民の皆様が年金記録の確認をする機会がほとんど無かったということ、年金制度の周知が現在も不十分であることが挙げられる。 前者については前に述べたとおり、我々が国民の皆様へ年金記録の確認を呼びかけること(ねんきん定期便など)や、年金記録の確認を簡単に行えるシステム(インターネットによる記録確認)、そしてお客様が何度も事務所に足を運んでくれるようなサービスの充実(親切・正確・迅速な応対)を絶え間なく努力していくことが我々に求められている。 後者については、やはり年金制度の周知が十分なされていないため、さまざまな手続について、国民の皆様からの申請がもれていたり、手続に理解を得られないことが年金記録問題の一端であったことは否定できない。今後は正しい年金の知識、特に年金をかけることによるメリットを具体的に周知・広報することで年金への関心を高めることが、年金記録問題を二度と引き起こさな
1486	地方庁	社会保険事務所課長級以上		日本年金機構への採用を希望していたにもかかわらず過去に懲戒処分歴があることを理由に採用されなかった人や、厚生労働本省への転任を希望したが受け入れられなかった人など、500人もの職員が分限免職になると聞き及んでいます。 日本年金機構では、現在においても定員が不足しているような状態で、機構設立後に本当に年金問題が解決できるとはとても思えません。 厚生労働大臣は、国家プロジェクトとして4年間に6万人もの非常勤職員を雇用して解決を図ると言っていますが、極めて複雑な内容の年金記録を、全く経験のない非常勤職員で解明できると本当に思っているのでしょうか。 分限免職になる人たちは、この3年間年金記録問題の解決に精一杯頑張ってきた者たちです。全員を厚生労働本省に採用し、日本年金機構に出向させて、年金記録の解明にあたる方が少しでも早い解決に繋がるのではないでしょうか。	過去記録の整備等で未統合記録が存在しているのは知っていましたが、年金請求の際の聞き取り調査で解決できると考えていました。 5000万件もの未統合記録が存在しているのを知ったのは、マスコミ報道ででした。	年金記録調査の段階で、オンラインシステムに収録されていない多くの年金記録や、オンラインシステムに収録はされているが、収録内容と被保険者名簿や原票の記録が大きく相違しているものが発見され、少なからず衝撃を受けました。 適用調査課長として一日も早い解決に向けて頑張ってきましたが、あまりの量の多さのため今日まで解決ができずにいることを反省しています。受給者の皆様や被保険者の皆様には大変申し訳なく思ってもいます。 これだけ集中した取り組みができたのだから、もっと早く取り組めばもう少し早く解決できたのではないかと思います。 国民の皆様にも、もっと年金問題に関心を持っていただける取り組みをすべきだったと思います。 そうすれば、ここまで大きな問題にはならなかったのではないでしょうか。
1487	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	台帳とオンライン記録を全件突合するしかないと思います。	平成3年頃、新規採用になった時、業務に携わる中で台帳の記録がオンライン記録に誤って収録されていることを知った。	当時は何もできなかった。 台帳の記録をオンラインに収録した後の、フォローアップを徹底的に行っていればよかったと考え
1488	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	現行、以後の予定されている方策でいいと思います。	私自身が窓口で裁定請求書を受理・審査している時は、本人の年金記録をちゃんと確認していたし、不明であれば期間照会をとっていたので、特に問題意識はなかった。 マスコミ等で報道されるようになって知った。	裁定請求時に確認すればいいというやり方、組織体制に誤りがあったと思う。
1489	地方庁	社会保険事務所長	特に知っていることはありません。	現在の方法は、職員も慣れて手際も良くなっていると思われるので、根気よく粘々と進めるしかないかな、と考えてます。 しかしながら、事務所では集中して処理ができなく(途中での来客や電話等)、また、処理能力のある職員も限られており、どうしても時間がかかります。 ある程度の知識を持った、記録問題専門に処理するグループを、例えばブロック毎に配置するなどして集中処理が必要かと考えます。	年金問題が取り上げられたときはまだ職員ではなく、新聞、テレビ等の報道で知りましたが、非常に杜撰な管理がなされていたことに驚きました。	入庁前でしたので、対応はしておりません。 反省点としては、もちろん事務処理をきちんと、チェックを含めて行わなかったことであり、それは全体が重要度の認識を持っていなかったからと考えますが、 さらに、ずっと以前から記録管理の杜撰さを職員は知っていた、あるいは、こうなることは予想できた(と、思われるのですが)このようになるまで誰も改善しようとはしなかったこと。 平成9年の基礎年金番号導入の際が、良いチャンスだった気がしますが。 また、問題が発覚してからは、内部で詰めた対応ではなく、外部からの指摘で慌てて対応しているから、後手後手にまわり、キチンとした準備もなく見切り発射せざるを得なくなり、現場が混乱してしまった。(というように思えます)
1490	地方庁	その他(社会保険事務所)		算定基礎届や月額変更届後に、本人に対しても直接通知を送付する。手帳 自体に、資格取得年月日を記載し、退職時に喪失年月日を記載する。その間の報酬月額変遷を貼り付ける欄を設ける、そのつど、本人が意識する状況をつくる。	新聞・テレビなどの報道を通して知りました。 転職されるたびに、会社に前歴を知られたくない方が、新しい年金手帳交付され、転職を繰り返すうちに、その方自身も記憶がなくなり、手帳を無くし、 その結果、宙に浮いた記録が生じるケース。 名前の読み方や生年月日を、会社が届ける際に、本人が偽るケースや、登録時に誤記した結果、年金請求時に記録の統合が出来なかったケース。	誤記やご入力は、チェック体制の強化が必要と考え、日々の入力は入力者以外の2名による確認が必要と考えました。 年金請求時における本人聴取を丁寧に時間をかけて行い、記憶を呼び戻す機会につなげることが出来なかったこと、すべて会社を通じて通知を行っていたため、本人が知らない、気づかないままに報酬が改ざんされたことなどは、反省すべき点であると考えます。
1491	地方庁	その他(社会保険事務局)			問題 不備のある厚生年金記録等で旧台帳索出照会をしないとWM画面でわからない記録があり、本人が年金手帳を持っておらず、働いていた会社名等も記憶が無い場合に記録が見つけられない。 昔の紙台帳に名前の読み仮名がふっておらず、紙台帳からWMに資格記録を登録(機械化)したときに、氏名の読みを全く誤って登録してあった場合で、年金手帳が無く、働いていた会社名等も記憶がないと、記録が見つけられない。 市町村が保管していた国民年金の紙台帳を庁？の指示で廃棄してしまった市町村があるので	記録が見つからない場合は、何か当時の保険料をかけていたことを確認できるようなものを探していただき、第三者委員会に行っていただく。 反省点 機械化に切り替わった当時のことはよく知りませんが、年金記録の登録等を安易に入力業者に任せたこと、また、その後の確認がおろそかになっていたのではないかと思います。 紙台帳は、WMで見れるようになっても永久保存すべきだと思います。
1492	地方庁	その他(社会保険事務所)	設問に合致していないかもしれませんが、 国民年金の強制徴収の該当者になっている人で、特別便含めてまったく関心が無い、もしくは無視をしている方が非常に多く、対応に苦慮しています。	人海戦術しか考えられません。 特別便のときもそうでしたが、通り一遍等での書類を送りつけるやり方ではどうしても限界があり、きめこまやかな電話、訪問以外に打開策はないと考えます。 年金に対するネガティブキャンペーンが張られた影響も大きく、最初から非協力的な方も多い現状があります。そのため、どうしても記録問題だけではなく、制度全体の話に及ぶことが非常に多いため、そういったスキルをもってかなり細やかに話をしていける人材でなければ大変困難です。 ただ、そういった人材は一朝一夕で育つものではありません。	採用されて3年目ぐらいのときに、初めて、基礎年金番号に統合されていないいわゆる手番が数多くあることを知りました。 当時、なにかこれを解消する方法は無いのかと先輩や上司に尋ねましたが、「過去記録の整理」ということで庁や労働組合で問題意識を持っていて、その整理方法を探っている、との回答でした。 周囲も、問題だとの意識はありつつも個人でできることは限られているため、私自身は相談時には常に氏名検索をして統合する、といったことを欠かさないようにしてきました。 ただ、一部職員のなかには「裁定時に調査、統合すればいい」と積極的ではない人がいたことも事実です。 「氏名の登録もれ」や「オンラインに入力されていない記録」は、そういったものがあるという噂は聞いたことがありますが、実際に目にしたことが無く、どこのどんなマニュアルにも乗っていなかったため、一連の報道で初めて知った次第です。	上記と重複しますが、常に被保険者の方と相談するときはまず旧姓を聞いてからの氏名検索を必ず実行し、統合、整理に結びつけるよう努力してきました。 また、記録整理については当局と労働組合が長い時間をかけて協議している、といった認識でいましたので、その当時は上司や同僚と「協議が長すぎる」と懸念していた状況でした。 ただ、実際は労働組合のパンフレットなどはほとんど読んでおらず、具体的にどのような協議をしていたのかなどは一切わかりません。 上部機関(庁)などに一般職が直接聞い合わせる等の方法は当時考えられないことでした(今でもそういった風潮はあると思います)ので、上司、先輩に確認して解決しないことは、それ以上追求できない、またはしない、といった暗黙の了解があったかもしれません。 いずれにしても、過去の反省も大事だとは思いますが、今後の解決策を早く決めて本来業務に全力をそそげる環境を作りたいと考えています。
1493	地方庁	社会保険事務所課長級以上		地道に一件一件、確認する方法しか無いと思います。	地方にWMが導入されるまでは被保険者原票の一部を進達し、業務センターですべて記録管理されていると思ってました。 平成9年に基礎年金番号が導入された時は番号を複数お持ちの方がおり、一つの番号に早く統合しなくてはいけないと認識していました。 統合さえすれば記録の漏れは無いと思っていましたが、平成19年ごろからの一連の問題の中で記録が存在しなかったり、市町村や社会保険事務所の事務の誤りがあると思うようになりまし	平成9年当時は番号を複数待っている場合は、最終的には60歳の年金請求時に確認し問題が解決できると思い対応していました。 現時点では平成9年以前は制度間により番号が違っていたので、中々対応はできなかったと思いますが、平成9年に基礎年金番号が導入された時点で現在行われている、定期便のようなお知らせを全国民にお送りし、確認作業を行えばもう少し早く解決出来たと思います。
1494	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特別便の回答がいまだに出されていない人の中には、それが年金記録の案内だと認識されていない人が多数いると思う。	人海戦術(ただし社会保険O．B．・・知らない人が携わっても金の無駄)	先人の負の遺産であると認識。 入社当時から期間照会業務があること自体すでに年金記録問題が存在していたと認識してい	一人一人の大切な記録であることを胆に銘じ、記録問題で事務所が大混乱しているときでも真摯に対応した。
1495	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1496	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		非常に解決が困難な問題であると認識しています。任期任用職員になる前 は、あまり知りませんでした。	難しくて私にはよくわかりません。
1497	地方庁	その他(社会保険事務所)			早期に解決するべき問題として、事務所総出で対応していた。休日出勤、窓口など、全職員が対応できるよう研修なども行われた。 問題が存在することを知ったのは、いつだったかはっきりしないが、このような大きな問題になる前は、年金を請求するときにきちんと調べて対応すれば大丈夫なものだと思っていた。	社会保険事務所体制として、そのようなことが存在するのは当たり前で、発生するたびごとに真せばよいという考えがあったような気がする。それが大きな問題であるという認識がなかったことが問題だったと思う。
1498	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません。	・記録調査の人員を増やす。 ・職員の休日出勤で問題解決のための専門の日を設ける、増やす。	真っ先に、優先的に解決していく問題だと考えていました(考えています)。 平成21年2月から職員としてお世話になっていますが、問題を知ったのは それよりも以前で、マスコミの報道などによります。	加入記録の問題については、できるだけ自分の時間を割いて、少しでも 早く解決できるようにしてきました。ただ、上記でも述べたように、明らかに人員が 足りないので、真っ先に増やすことが必要ではないかと考えます。(もうすでに そのための人員を増やす流れになっているのは、もう存じ上げております)。
1499	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。		通常業務の中で記録の統合等当たり前のように処理していたが、過去のずさんな処理による記録のもれがここまで件数が多いとは思わなかった。 平成19年5月頃に知りました。(世間的にも知られた頃だったと思います)	まずは、組織としての対応が求められると思い、個人としては特別な対応を行うことは考えなかった。上からの指示に従うつもりだった。 強い責任力を持ち、1件1件の事務処理に細心の注意を払う。また、オンラインシステムの改善も必要だと思う。
1500	地方庁	その他(社会保険事務局)	世間一般に知られていない問題かどうかはわかりませんが、オンライン上で、氏名・生年月日・年金記録等が収録されていないため、簡単には検索出来ず、年金番号・マイクロ・台帳等で確認ができた後に事務センターへカセットオープンといった形で記録の収録依頼をしなければならない記録が存在します。	本人記録を調査統合する上で不都合が生じるので、カセットオープン等が必要な記録については可能なのであれば早期に収録しておくべきかと思われます。	基礎年金番号が導入された時に、御本人宛に他に年金番号を持っていれば統合するので返送する様に勧奨を過去に何度も行っており、それでも統合されていないものもあるが、年金決定の時までに随時統合すればよいと上司等より聞かされていたので、統合処理等を通常業務として認識していました。 ただ、上記(6)で記入したような氏名・生年月日・年金記録すら収録されていない番号がオンライン上にあるといった事や、本人確認が取れていない記録の数の多さ等について知ったのは報道後の年金記録の調査に携わってからの事です。	先にも述べた様に、通常業務として判明した年金記録を統合していたので、とく別便等による問い合わせに対してもその都度対応し、判明したもの等については統合処理を進めるように努めました。 又、記録調査に携わった時には申し立ての記録があることを前提に、丁寧に調査するように対応しました。 現時点でみたこの問題についての反省点は、社会保険事務所等の現場レベルや社会保険庁のみならず、その他の年金制度である、恩給・共済年金等すべての年金記録を能動的に、組織とし

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1501	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				国民年金の判別区分の下1桁が0、4の者には納付勧奨が実施されてないと思う。 しかし、実際は合算対象期間、浮いた年金等で受給権が生じるケースがかなりある。 平成14年に国民年金担当時に推進員を活用して、積極的に0、4の者に接触したことがある。 接触する中で事前に疑記録を用意し、年金受給までの相談も行った。 そのおかげか、保険料納付金額もそれなりに収納できていた。 実際に疑記録の統合、任意加入することにより受給権が発生した者が多数いて、感謝されたこともあった。 しかし、当時は収納率重視のため、免樹勧奨するようにとの指示があり、残念だか、この方策は途中で終わることになった。 今でもこのことは残念でしょうがない。 このような試みを全国で行っていれば、多少なりとも世論の見方も違ったと確信している。
1502	地方庁	その他(社会保険事務局)	報道で初めて知ることがほとんどで、世間一般に知られていない問題は特に存じておりません。	市町村等とも連携して、住民異動関係記録等を参考になるべく早く持ち主の分からない記録をなくしていくことが大切だと思います。	受給者の方々については、正しい年金が払われていないことになり、現在加入されている方々については今後年金を受給されるときに正当な金額を受け取れないことになりますので重大な問題と認識しました。 問題の存在は報道によって大体の持ち主の分からない未統合記録があることを知りました。	特別便等での対応では、氏名の変更履歴、住所の異動等をもとに未統合の加入記録がないか詳細に調査し疑いのある記録はすべて調べるようにしました。 反省点としては制度発足時からの紙台帳の記載、管理の分かりにくさ、機械化の際の紙台帳からコンピューターへの入力の不備、年金加入者への加入記録の通知不足が挙げられると考えま
1503	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	記録問題専門の対応者を確保する。	記録がないと言われるお客様が思っていたより多かった。調査に時間を要するため回答までにかなりの時間お待たせしてしまうことになるだろうと思った。	申立の記録をひとうひとつ調べていく。 ・紙台帳をマイクロフィルム化していないこと等あり調べるにも限界があった。 ・基礎年金番号制度を始めたときに年金番号の統合についてもっと国民に勧奨するべきだった。
1504	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	年金相談および記録照会担当のみならず、再裁定や時効特例を専門にやる職員を通常業務をやる者とは別に配置し、人数を大幅に増員し対応する。 但し、旧法等の知識を必要とするので、経験者の配置や研修も考慮する必要はあると考える。	年金行政の根幹に関わる中身であるし、全ての国民の生活に関わる問題なので、ここできちんと整理しなければならないと思っている。 存在については、今回のことで存在を認識した。	ご本人の申し立てをいただき、なるべく早く回答や支払いができるよう、記録確認や再裁定を行ってきた。 また、年金請求時点で配偶者がいた場合にはご本人と合わせて確認し、とくべつ便の回答を出していなくても、電話や郵便でやり取りしながら同時解決に勤めてきた。 基礎年金番号設定時点も含め、何度か記録統合やシステム上の切り替えがあったが、その時に国民に対しての広報が足りず、意識的に自分の年金を見直していただくことをしていなかったこと。 当時はコンピューターが今ほど定着していなかったとはいえ、地方自治体との連携があったのだから、その情報を活用しての連結破記作業は出来たのではないかと考える。
1505	地方庁	社会保険事務所課長級以上	思い当たりません。	これまでどおり、1件1件丁寧な対応。	これほど、誤りがあるとは考えていなかった。 記録を管理する上で、あってはならない事だと認識しています。 報道があってからです。	一人一人丁寧な対応とできる限りの調査を行いました。 これほど、大問題となる前に解決する手立てがなかったのか？また、解決しようとしていなかったのか？
1506	地方庁	その他(社会保険事務所)	このたび、特別便に手番を書かれて業務センターに回答票を出された30台後半の方に、205して送付した加入記録の中身に納付されたはずの追納が消えているケースがありました。理由を探ると、205するために手番の追納を一旦はずし、205すると、エラーメッセージが出るのですが、「免除記録があります」とだけ出るので、免除記録を載せたところで安心してしまい、最初にはずした追納記録を元に戻し忘れる、というものでした。人為的に、今も日々、全国で消えた年金を発生させている可能性があると思います。追納したことを覚えておられる方だったのでご連絡をいただきましたが、本人に追納の覚えがなければ復活の機会はなかなかないと思います。手番の追納のページにある記録自体は消えることはないんですけど、なかなか見ないんで。	205関係のシステムを改善してください。自動的に、人の入力を要さず、登録入力できるようにしてください。	年金関係の課に異動になって、205入力を知った時からこういう問題は想像できました。	ご本人様の記憶の喚起に勤めましたが、限界を感じます。自分のことなんだから本人が覚えているはず、手帳を持っているはず、という考えをすべて捨てて、極端には、例えご本人が記憶喪失で過去のことをすっかり忘れておられても、あなたの人生は社会保険が保管しておりますと言えるようになりたいです。そのためにはシステムに尽きると思います。事務が長く残せるように、いまの国年の事跡画面が5年、あるいは250件で消去では話になりません。特別便でもどんな調査をしたか、とか後年知りたくなる日が来ると思います。
1507	地方庁	その他(社会保険事務所)		人数をかけて、組織的に解決に取り組むしか公平な方法は無いと思います	年金記録が抜けている等の問題は限られた人の問題だろうと認識しており、過去にこれほどずさんな管理がされているとは認識していなかった。 報道などがされた時に知りました。	窓口に相談があった際に、来客者の職歴等を細かく聞きだして発見にできるだけ判明につながるよう対応した。 ずさんな管理体制と、役所的な意識が反省点としてあげられる。あわせて本庁と地方事務所との伝達や共通認識が足らなかったのではないかと思います。
1508	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	特効薬は、無いのではないでしょうか。 個々人からのお問合せ・疑問に社保庁が有しているすべてのデータを突合し、 社保庁としての回答を行っていく。 地道でありますが、確実な方策だと思います。 (責任転嫁等の意識は、ありませんが・・・・) お問合せ等の中には、 ・勘違い ・社保適用前の申立て 等も多くあります。	問題として、意識したのは「年金記録問題」として「消えた年金」等のマスコミ報道がなされてからです。	個々の問合せに対し、真摯な姿勢で臨み、皆様からの申立ての真意を理解し、社保庁保有の記録の確認をおこなった。(行っている) 反省点としては、「回答」までに相当の時間を必要とすること。 早い「回答」「再裁定」「支払い」を行うことが出来ていない。
1509	地方庁	その他(社会保険事務所)			大変な問題と認識。 問題が発覚してから知った。	正しい状態に戻すように対応した。 この問題については記録を管理するという意識やシステムの構築が足りなかったと考えられるが、今後膨大な数の記録を管理していくためには生まれてから亡くなるまで生涯管理できる社会保障番号の導入が必要と考える。
1510	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	まず、統合できていない記録を仕分けする。統合可能な元と現時点で不可能なものを区別し、可能なものは、スケジュールを作成し、それに沿って期限をつけて進める。統合不可能な記録について、その理由を細かく確認し、理由ごとに分ける。その後、不可能な記録をどのようにしたら統合できるかを吟味し、丁寧に一件ずつ片付けていく。そのために、優秀なメンバーを集め、チームを作って一気に方針を決定し、進めていくべき。	当初、なぜこのようなことがおきたのか、理解できなかった。5000万件という数字を聞いて、初めて事の重大さがわかった。そもそもなぜ戸籍情報や住所情報など特定できる情報を記録に入れなかったのか、重要な記録を管理する側として、管理体制が甘かった。	重要な記録を管理する意識が薄い。何十年と積み重ねたものであり、一筋縄ではいかない。今できることは、自分が電話や窓口で応対するお客様で該当する方に対し、正しい記録で支給するよう一人ひとり丁寧に相談に応じ、記録を見つけてお客様が納得できるように問題解決に向け全力を尽くすことである。 反省点としては、年金支給において、請求主義に甘んじたことと思う。お客様が請求されるものだけ支給すればよいという意識が組織全体としてあったと思う。お客様の大事な保険料をお預かりし、預かったものはすべてきちんと支給するというう当然のことができたいなかった。それをするには、本人を特定できるよう市役所などの情報をもらい本人の記録と特定できるような対策が必
1511	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題として認識してはいなかったが、宙に浮く年金の存在を認識したのは、[redacted]数多くの名簿を目にした時である。と同時に将来的に問題にならないか不安を感じた。	日々の業務処理解消・習得に追われ、何も対応出来ていない。
1512	地方庁	社会保険事務所課長級以上	社会保険が保有するすべての台帳をデータ化できず、すべての記録を照合したとは言い切れないと思う。記録を見落とし回答したものがあるのではと思うことがある。	紙台帳の照合、基金記録の照合はすると聞いている。いろいろな角度から個人に情報公開して記録整備するしかないと思う。	世間に公表となった今は、社会保険庁の怠慢、政治家が庶民のことして重要視してこなかった過去のツケが問題になったと認識している。若いころに理解不足ながら年金は申請主義であると理解していた。個人が申し立てしなければ、調査はしなかった。自分も若かった。理解不足と思っている。	政治家の性急な要求を社会保険庁は反論できず、ただただ、民意に答えていくしかない状況で、現場の人員不足や記録の整備が間に合わず、特別便、定期便の回答に支障が出た。お金が絡む問題なので慎重に現場は対応したいと思っていても回答はしなくてはいけなかった。また、いつまでにいつの受付分は処理をしろと命令を出し、せかすことばかりする。お客様に対しての誠意というものはいかなるものか。心の葛藤を抱えながら問題に対応した。年金に対して国民に理解を得ぬまま、政治家、官僚主導でいままで来た点は、反省すべきことだと思う。
1513	地方庁	その他(社会保険事務局)	とくになし。	今までの記録のあらいなおしを徹底して行う。 問題のあらいだしにもれがあれば意味がない。 その問題に向けて人数だけをあたらせるのではなく、 専門的知識を持つ人で対応し、とにかくこれからの事務処理に誤りのないよう勤める。	問題を認識したのは、社保に入りずぐの頃だった。 入所したての頃はそれほどの認識はなかったが、実際にお客様と話をするにつれ、自分の中の認識が変わっていったように思う。 今では組織全体としての問題ととらえ、その組織を成す個人個人が責任を持って取り組まなければならない問題と感じている。	処理については迅速に対応を求められるものもあったが、 対応を急ぐものですら処理が遅れている現状がある。 本当に急ぎ対応の必要があるものとそうでないものを判断し、 急ぎ対応のものについては人を増やしてでも迅速に対応することが、苦情をへらすことに少しでもつながるのではと考えている。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1514	地方庁	その他(社会保険事務所)		台帳の払い出し簿もしくは名簿を順次整理済の番号か否か確認作業を行う。 本人と思われる記録で回答がないものには外回りの職員を配置し、本人から直接話を伺う。	マニュアルが完備されるまでは取得届の提出時に手帳を添付していただいていたので、手番の確認がとれれば統合し、それ以外でも60歳の年金請求時に本人から記録を確認いただいてそこでほとんどの記録が確認され統合されていると思っていました。 未統合の番号があることを報道がされるまで知りませんでした。	厚生年金保険の適用担当をしていたので、今まで以上に疑重複の確認を注意して行った。 また、届書に手帳が添付され、手番が確認された場合には記録を統合の上本人へ記録回答票を送り、他に記録がないかお手紙を添えています。 反省点は制度や機械化などシステム変更の際に記録の確認作業が足りず、特に基礎年金番号制度導入の際には1度だけでなく、定期的に手番確認の作業を行うなどアフターフォローが足りなかったと思います。
1515	地方庁	その他(社会保険事務所)			厚生年金の資格取得処理時、手帳番号の有無について問い合わせしても、事業所も本人も非協力的で大変困っていた。	何度も電話を繰り返すも、うるさがられて切られることもたびたびあった。制度に対する周知や事業所指導が不足していた。
1516	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		いわゆる年金記録問題と大きく報道された当初は、基礎年金番号に統合されていない未統合手番の存在がこの問題の大きな部分を占めていると認識していました。 それが問題として存在している、と認識したのは、大きく報道されはじめた頃です。	未統合手番を本来の基礎年金番号に統合できるよう、一人ひとりの年金記録記録がきちんと整うように努めました。 年金記録問題は、「お客様の記録＝基礎年金番号の記録」という前提の上で、基礎年金番号に登録されていない、いわゆる未統合手番が多数あるということで問題とされていた、と認識していますが、 私は「お客様の記録＝基礎年金番号の記録」という意識はなく、未統合手番があるかもしれないことを常に念頭においていましたので、未統合手番について、その番号の手帳なりをお客様本人が保管されていれば、年金受給時に統合すれば問題ないという認識でした。そのような認識のズレは自分の認識を変えなくてはいけないと思いました。 また、基礎年金番号ができた頃、未統合手番があれば出していただくはがきが、基礎年金番号通知についていたと記憶していますが(平成9年1月当時共済現存除く)、その時に周知徹底していれば、今日のように未統合手番があふれることはあまりなかったかもしれない、とも思います。 氏名索引等で検索しきれない記録が、今回多数判明していますが、この記録判明により既裁定年金に重大な影響を及ぼしていることを思うと、なぜ今まで手番記録が整備されないまま今日に
1517	地方庁	その他(社会保険事務所)			加入・納付した記録が年金の受け取りに完全に反映されない可能性が生じてしまうことは、制度に対する信頼性を損ね、安心して保険料を納付できなくなってしまうことにつながるため、最優先に解決しなければならない問題と認識していた。	年金記録に関する窓口・電話相談に際しては記録にもれや間違いが残らないよう、空白期間の確認・説明を怠らないように注意して対応しました。 この問題の反省点としては、被保険者が自身の加入記録を確認することが困難であったこと、記録の統合を積極的にしてこなかったことがあげられると思います。
1518	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません		年で金は、退職後の収入であり実際の加入期間に見合った年金を支給すべきである。 平成19年7月	裁定請求書を受理する時点に職歴の確認を、しっかり実施した。 裁定請求書を受理する時点において、職歴の確認を怠った。
1519	地方庁	その他(社会保険事務所)		ジミチに一つ一つ確認作業を行い1人でも多くの年金記録を見つけていくしかないと思う。	名前のない記録や生年月日・氏名の相違等の記録が多数存在している状況をずっと放置していたのは非常にまずいと思った。当然バラバラの記録により年金の受給権がつかない人、年金額が少ない人等には大変ご迷惑をかけてしまった。しかし、基礎年金番号導入時に他に番号がある場合の回答をしていない人もたくさんおり、社保側だけの責任とはいえない部分もあると思う。問題の存在を知ったのはマスコミ等が騒ぎ出してから。	昔のことで、どこの会社に勤めていたのか、いつ頃勤めていたのか等中々思い出すのに苦労している高齢者がたくさんいる現状であり、完全にこの問題が解決するまでには相当な労力を要する事となるが、やはり一つ一つジミチにこなしていくしかないと思う。 問題点としては、基礎年金番号導入時の未回答者への周知が足りなかった事や厚年加入時に年金番号を持ちながらまた新たに番号を払い出している事も多数あったと思われるので、年金番号の確認徹底が必要だったと思う。
1520	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	最後の1件まで整理することは、到底不可能だと思います。	将来の年金につながる大切な記録でありながら、事業所も個人も関心が薄く、入社時の資格取得届でも、いとも簡単に新規の手帳の発行を求めることが多かったと思います。 また、将来の年金より、今の負担をいかに低額に抑えるかを優先して考えている人は、今も昔も変わらず多い感じがします。負担は少なく、年金はより高額をと願うのは人の常でしょうか。 社会保険事務所の業務第一課を担当しているころ、窓口や電話を通してそんな感じを受けまし	年金制度や各種届出の方法については、説明会や広報紙などいろいろな機会を捉えて周知を図っていますが、十分といえないと思います。関心の薄い人にどれだけ説明しても実効はなかなか上がらないと思います。 現在のように、年金手帳は一人一冊であることをもっと徹底しておくべきだったと思います。
1521	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じていません。	一件一件お客様に確認していくしかないと思います。	お客様にとって、不利益となる重大な問題と認識していました。 新聞やテレビ等で問題が取り上げられた時期に、その存在を知りました。	本人への記録確認を積極的に行うなど、年金記録問題の解消に向けた対応を行いました。お客様の記録を大切に扱ってこなかったことが、反省点として挙げられます。
1522	地方庁	その他(社会保険事務所)			マスコミ報道から世間で大きな問題となったとき、国民の多くに不利益が生じていることを認識した。	可能な限り本人記録に結びつけるため、慎重かつ詳細に状況を聴取するよう心がけた。それまでは、本人の記録と特定できなければ、統合できないのは仕方がないと考えていたが、その分不利益になるという意識が希薄であった。一方、記録管理や事業主の届出の問題等に疑念を抱くことも過去にはなかった。
1523	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1524	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	地道に時間をかけて、解決する以外に方策はなく、早急に解決しようとすれば現在の人員配置では心身共に無理が生じてしまい、誤りも発生しやすい。	入所当初は基礎年金番号制度はなく、年金番号は複数所持している一般的であると認識しておりました。現在のように加入者と接触出来る機会が少なく、唯一は年金請求の際に本人に確認し、記録を一緒に作り上げていくといった作業でした。 事務所が記録を隠していた訳でなく、常にオープンな状態で対応していたことから問題であるといった認識はありませんでした。	過去記録整備が始まったことから、接触出来た方については記録統合を進めてきましたが、現在のように年金制度に関心が薄い状況であったことから限界はありました。
1525	地方庁	社会保険事務所課長級以上		年金問題の解決にあたっては、受給者・被保険者の皆様の問題に対して誠心誠意説明を尽くしていくことしか方法はないと考えます。安易な解決策は、疑念をさらに深めひいては年金に対する信頼を損なうことになると思います。	年金問題については、平成19年ごろマスコミが大きく取り上げだした頃から認識いたしました。 この問題は、多くの要因により発生した複雑な問題であると認識していました。	年金記録問題を解決するために積極的に相談を受け、相談者に対し出来る限りご理解いただくようにに誠心誠意対応いたしました。
1526	地方庁	その他(社会保険事務局)	年金記録5000万件が判明した平成19年秋頃に、お客様からの電話で語ってみえたことで印象的なことがありました。 事実関係は不明ですが、その方は事業所において経理担当ということでした。 バブル景気の頃に会社の節税のために事業所において架空の人物を資格取得させ節税していたとの申出でした。 その方は、明らかに存在しないがよくある名前で加入させていたとの申出で、いわゆる会社諸経費の節税を図っていたとの申出でした。 問題と言うことではありませんが情報としては提供できるものと思いました	事業所からの資格取得届は正しいものとして受理されている以上、解決策はないものと思います。 どうしても統合できない記録がある以上、上記のような原因も考えられるかと思います。	昭和62年に採用された頃、事務所にWMが設置され個人記録の確認ができるようになっていたと記憶しています。 そのころの年金相談としてお客様へはデータを知らせるだけで、紙媒体をお渡しすることはなかったと思いました。 当時から積極的に情報を提示し確認作業ができておれば問題がここまで大きくはならなかったのではと思います。 しかしながら、現在までの間にコンピューターの性能がよくなり、様々なデータが抽出できるようになってきた今だから諸問題にも対応できていることも事実と思います。	地方庁の採用ですので今、言われている3階構造の弊害は分かります。 地方事務官制度により県知事が年金業務を行うという仕分けが中央(国)と地方庁との間で意思の疎通が図られなかったことが原因の一つと思います。 しかしながら、地方組織の一員となっていたことで、県とのつながり、市町村とのつながりが支えとなっていて、国からの指示や協力連携もスムーズだったと思います。
1527	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	地道に一つ一つ片付けていくしかないと思います。	最初は基礎年金番号に手帳記号番号が統合されてない被保険者がたくさんいる程度の問題と認識していたが、今は納めた保険料が機械に反映してないことなどが年金記録問題と認識しています。知った時期は宙にういた年金と騒がれだした頃です。	国民年金納付記録の照会申出書の提出が市町村に照会するなどして調査した上で回答している。 マイクロの記録と機械の記録が違うこともあり、機械に移し変える時に間違えていると思われる
1528	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	最後の一件まで宙に浮いた記録を解決するのであれば、地道な調査を行うしか方法はないと思います。	本人からの請求に基づいて、年金請求は行われているので、本人の申し立てがない場合は登録してはいけない。事業所名は言ってはいけないと教えられてきたので、手番が登録されない記録があるのは採用された平成2年頃から知っていたが、仕方のないことだと思っていました。	電話や窓口対応で、事業所名を言わないように、できるだけ記憶を呼び起こしてもらうように説明しました。本人からの請求主義だったため、記録の管理に対する意識が希薄だったと思います。
1529	地方庁	その他(社会保険事務所)		・調査に対応する人数を増やす。 ・証拠のない調査依頼に対しても、当時の状況から本人の記録と認めてよいかどうかの判断基準をつくる。	年金制度が始まった時点から見直さないとならない問題。 違う番号で年金手帳を2冊以上持っている人がいることは3年位前から。	根気強く進めていくしかない。 どうしても記録を確認できる資料がない場合は、第三者委員会へ進んでもらう。 手書きの台帳からオンラインに移すとき、間違いが起きているパターンが多い。 オンラインに移したあとも、古い資料を保管しておけば、確実な記録の調査ができたと思う。
1530	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られている問題以外存じておりません。	年金記録問題の早期解決について、具体的な方策までは考えが浮かびませんが、今以上に地方自治体・大企業・中小企業の方々のご協力がなければ早期解決はないと考えます。	年金に対する国民の信頼を失ってしまい年金制度の存在を危うくしている問題と認識しております。 雑誌やテレビ等のマスコミで取り上げられて知りました。	記録問題につきましては、電話や窓口でお客様の身になり親切丁寧に対応し信頼回復に努めてまいりました。 反省点としましては、年金特別便の記録調査等で早期の回答を望んでおられる多くのお客様の期待に応えることができなかったのが、非常に申し訳なく思っております。
1531	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成15年10月に入庁し、マイクロや旧台帳で管理している記録があることがわかり、問題であると認識しました。	近道はないので直面した問題を1つ1つ解決していくことしかないと感じています 。 反省点としては、マイクロや旧台帳の記録をもっと早い時点でWMに反映させる必要があったこと、健康保険協会が年金問題が解決していない時点で発足したことが問題であったと感じていま
1532	地方庁	その他(社会保険事務局)	報道以外の記録問題については、存じません。	年金記録において、本来受給されるべき記録(未統合等)は、すぐの訂正は難しいと思いますが、とくべつ便・定期便・事務所年金相談等にて一つ一つ訂正、補正をしていくべきだと思います。	記録問題について新聞報道等で知りましたが、ご本人様の確認の取れない未統合の記録については、出来うる限りのご本人様への確認を行い、年金受給に結びつけるべき問題と思います。	ねんきん特別便・定期便にて、届出いただいた書類をマイクロや旧台帳等にて調査を行いました。また、反省点として年金を受給されている方につきましては裁定請求時の職歴の更なる確認。若年の方についても現在のような定期的なご本人様の年金記録の確認が、以前より必要で

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1533	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	人員(能力のある)を増やし、根気よく進めていく。	国民年金の記録の管理がずさんであると感じていた。住所記録、納付状況が入力されていない。平成10年ごろ	住所記録、納付状況が入力されていなかったので、旧台帳があるものは一般業務の合間に入力していた。途中予算がついたので(1人分)専属で入力してもらっていた。全部終わる前に人事異動してしまったのでその後どうなったかは、わかりません。また、市町村役場の倉庫に台帳があるので、事務所でそれを引き受けようとしたが、当時の事務局指導に引き受けしないように指示された。当時も含めて権限がありませんのでどうすることもできませんでした。
1534	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に思い当たりません。	記録問題の解決のためには、マンパワーが必要です。 ただし、未経験者では慣れるまでに時間がかかり、職員が指導することになるため、職員も1人前以上の処理はできません。 今後も退職したOBを活用した方が効率的と考えます。 また、すべてのデータをLANパソコンで確認できないでしょうか。 特定のパソコンでしか検索できない、照会記録を見るのにパスワードが必要では、なかなか調査も進まないと思います。	以前から年金裁定請求時に手番が統合されていない方は、たくさんいましたが、ほとんど氏名検索すれば確認できると思っていました。 庁で持っている記録でデータ化されていないものがあったとは、年金記録問題が発生して、はじめて知りました。 また、徴収課経験がないため、報酬の改基を事務所職員が進めていた報道を見るにつけ、残念でなりません。	今できることは、宙にういた記録の持ち主の特定作業が重要と思い、年金 相談時には必ず氏名索引、特別便の050の確認、酬いている期間の確認等、せっかく社会保険事務所にお越しいただいた機会を逃さないよう確認しています。 また、再裁定において、当初3ヶ月位要していたのが、徐々に遅延となり、現場では再裁定件数が急増しているのに、業務センターの処理体制に手を打つのが遅かったと思います。 表面では、3ヶ月で処理が終了といっていますが、複雑な例や昨年進達した再裁定は1年以上かかっているにもかかわらず、明らかにせず、時効特例法の支払いに関しても、通知では、3から4ヶ月後といいながら、支払調整に確認すると6ヶ月以上かかりますと悉びれもせず回答をもらうと、考え方の相違に驚かされます。
1535	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	日常業務と分けて、調査専門の職員を配置して対応する。	年金記録について直接担当したことはなかったが、本人が覚えていない記録は統合できないと相談コーナーの職員が話していたの聞き、自分の記録が分からないということがあるのかと思ったことがある。20年前くらい。	何か方法はないのかと思ったが、担当ではないのでどうしようもなかった。 担当者はヒントを出しながら思い出させようとしていたようであるが、本人確認ための具体的なルールがあれば良かったと思う。
1536	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	自分の年金加入期間の確認や調査の申し出をインターネットで行えるようにしたり、年金特別便の未回答者について民間業者を使って督励や勧奨を行うなど、まず特別便の未回答者をなくす対策をとること。	過去のずさんな記録管理の結果が招いたものであり、今後社会保険庁が最優先課題として対処すべきもの。 基礎年金番号制導入前に年金制度に加入したことがある方で職を何回もかわっているかたや結婚等により名前が変わった方・外国人については複数の年金番号を持っている人がいることは知っていたが、その他のことについてはメディアが報道するまで知らなかった。	窓口に来所されるお客様の話をまず聞き、記録の調査に必要な情報を少しでも多く得られるように心掛けています。 まず、社会保険庁の記録管理のあり方がいけなかったことが第一ですが、現在の年金制度は複雑でわかりにくいものとなっていて、年金記録問題が取り上げられるまでは、年金制度への関心が低かったことも、要因のひとつではないかと思っています。これからはメディア等と利用したりしてもっと年金制度の周知に力をいれる必要があるのではと考えます。
1537	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	すべての職員で力を合わせて、問題の解決を行う。	意識していなかった。マスコミ等で報道されるようになったとき。	被保険者の方に対して、申し訳ないと感じ、自分のできることになってしまうが一生懸命対応していきたい。個人個人の意識の問題。
1538	地方庁	その他(社会保険事務局)	伊勢湾台風により熱田社保の記録の一部が、水に流されてしまい滅失してしまったと諸先方から聞いたことがある。	業務センターに送達されておらず、旧台帳に記載されていないような記録であれば、記録の回復は現実的に困難な状況である。	手帳番号の統合については、年金の裁定請求時までに統合されておればいいという認識であった。 [redacted]期間調査等の業務にあたったことにより、オンライン記録が一部脱漏しているケースや、オンライン化されていない記録が存在すること、また、事業所記号や整理番号等の二重払出などの問題を知った。	期間調査業務において、お客様よりの申し出があった事業所以外にも記録があると思われる場合には、こちらから確認の連絡を入れ、確認が出来れば併せて回答をするようにしていた。 期間調査業務経験前における電話対応にて、年金手帳が複数あるといった相談を受けた時に、年金の裁定請求をする時までに記録が統合されていればよいので、今すぐ手続きをする必要は必ずしもない、といった具合で回答をしたケースが少なからずあった記憶があり、すぐに手続きをするようにという案内をしなかったことが反省点といえる。
1539	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		・過去の年金記録の管理に不備があったため、これから整備しなければならない ・平成17年ころ(マスコミで取り上げ始めたころ)	・上司等に指示を求めながら調査を手伝った。 ・いつでも統合できるような未統合の手帳番号の整備を後回しにしたため、不備の記録件数が大幅に増えたこと。軽微なものも含め不備のある記録の件数だけが伝えられ、実際以上の問題のように報道された
1540	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	アルバイト等の人員増は当人が年金制度を理解するまで相当の時間がかかります。ゆえに被保険者及び受給者への案内対応が遅くなり、急くあまり事務処理誤りも多数生じることとなり悪循環でした。 これまで業務に携わっている純粋な職員の知識をフル活用し、正しい判断ができる環境(時間的余裕等)を整えることが大事だと思います。 辞めることとなってしまった職員、勤務できない身体になってしまった職員、このような方々の理由が改善されればとてもよい方策だと思います。	起こるべくして起こった問題だと思いました。 十数年前に年金給付業務を担当しました際、自身の記録の相違について質問・相談を受けました。事後、「窓口対応でのお客と話す時間が長い」と上官から指導を受けました。 お客様の立場に立たず、役所側の都合で事務を行っていると感じ、いつかはこのような事態が生まれると感じていました。	上官の指導を無視しお客様対応を最優先しようと取り組みました。 指導無視は決して許される行動ではなかったと反省もしています。 役付全員が進捗管理ばかり優先せず目先の一件を自ら解決する努力というか意気込みというか・・・そんなものを表してほしいです。
1541	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録改ざん・消えた年金問題以外存知あげません。」	ねんきん機構になった以降も職員一丸になって記録問題にとりくむ。	社会保険庁が解決すべき今後残された大きな課題。平成19年7月ごろ知りました。	年金が申請主義である制度上、完全解決は難しいが新組織になっても職員一人ひとりが責任意識をもって前向きに取り組むべきだと考えています。
1542	地方庁	その他(社会保険事務局)		漠然とした表現になってしまいますが、1件1件地道に、確実につぶしていくしかないと思います。	「消えた年金記録」とマスコミ報道されたことに始まった、というイメージが強くあります。未統合の記録が多数存在していると認識していました。不正免除が問題にあったあとの、平成19年はじめのことだったと記憶しています。	当時は不安を持ったお客様が窓口に殺到しました。このような方々に少しでも納得していただき、不安を和らげるよう対応にあたり、出張年金相談窓口、休日開庁時も積極的に対応しました。 この問題について、記録の統合をを年金受給手続き時に先延ばししてしまったことに一つの原因があることは確かだと思います。ただ、当時の制度的な部分に大きな問題があったことも事実だと思います。そのことについて説明ができなかった(聞いてもらえなかった)ことが年金記録問題解決の足枷になっていると思います。個人的感想になりますが、マスコミ対応をもう少しうまくできもっとお客様に加入記録をお知らせすべきであった。
1543	地方庁	その他(社会保険事務局)		1人1人の記録を地道にあたっていく。	そんなに大きな問題と思っていなかった。 国会とうで騒がれて知りました。	
1544	地方庁	その他(社会保険事務所)		良い方策が思い浮かびません。 地道に作業するしかないのでは・・・	平成15年度に期間照会(厚生年金記録)を担当しており、手番(未統合)記録が多いとは感じていましたが、本人が未回答であったり、無年金者のものであったり、年金受給に結びつくことなく死亡した方たちの記録と思ってました。 当時は、今回のような問題になるとは予想しませんでした。 1件の照会に時間をかけることが困難な状況(人員不足。事業所5000以上規模で担当は1人)もあり、申し出の内容で発見できなければ、深く追求もしませんでした。 その当時も、"深く追っていけば、発見できたものがあるのではないか"と思う事はありましたが、今回のような問題までは予想しませんでした。	まずは、本人の申出をよく聴き取り、反復し確認し、丁寧に調べることを心掛けています。 手作業で記録を管理していた当時のものは、クセ字が酷く記載内容が読み取れなかったり、フリガナもなく、厚生年金は個人の住所を管理しておらず、管理体制が悪い部分があると思います。 現行は機械管理になり、文字が読み取れないことはなく、フリガナや住所管理もされますので、当たり前ですが、端末での入力誤りをしないよう細心の注意をはらう事が重要だと思います。 また、被保険者にも問題はあるとおもいます。 私の経験では、仕事に就くために年齢を偽り加入していた方がいました。 その方は、生れ年だけではなく、月日も全く違う生年月日であったため、最初の年金相談時には発見されませんでした。 そのため、相談員が期間照会として預かり、私が調べていると同姓同名(漢字も同じ)で、期間も合致する記録を発見しましたが、生年月日が相違していたため念のため本人に確認したところ、上記のような理由で生年月日をわざと違う申告していたとのことでした。 相談に来訪時は、罪の意識ではないが恥ずかしくて言えなかったとのことでした。 本人が、きちんと覚えていたため事無きを得ました。 このような事例は希少かも知れませんが、管理する側、管理される側、双方が定期的に確認しあえるシステムが必要と感じます。
1545	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	方法なし	社会的な問題と認識。 3年前。	お客様の立場になって対応した。 人員不足。
1546	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	紙の記録を全て電子データ化すること。	古い統合帳の記録がWM上の記録にないことがあるので、全ての記録がWMに入っているとは思わなかった。 ただし、それは年金請求の際に履歴を確認することでカバーできると考えていた。	年金請求を受付ける際に、加入期間に隙間があるときは特に注意した。 オンラインシステムを構築する際、全ての記録をデータ化する必要があったと考える。
1547	地方庁	その他(社会保険事務所)	付加保険料の時効後納付について時効後に納付されているものが返付されていないケース。システム上収納されリストで確認必要なため各事務所で確認されていないケースがある。	社会保険庁は短い期間ですべてを解決しようとしているが、長年の年金の歴史のなかで一、二年で完了は不可能です。また何年か経つとこの記録問題での問題が出てくるように思います。もちろん長期間かければいいものではないですが時間を使いきちんと処理を行うべき。一番は職員の少なさです。知識がなければ問題の解決等できません。新しく入られる職員もたくさんいるとは思いますが、今までいたOBの方たちに協力を得て解決したほうがいいと思います。	年金の問題については騒がれてから知りました。採用時から年金制度自体があやふやなのは知っていましたが、ここまでとは思わなかったです。やはり記録問題についてはお客様の老後の生活を支えるものですので重要なものであると認識はしております。	調べて回答するのですが、各事務所職員が判断するわけで回答に振りがあってはなりません。その方が回答を受けた後何も言わなければ見つかる記録もそのままになってしまいますので、自分が最終の砦という気持ちで作業はしているつもりです。 年金制度自体が何かあればそのつど法律を改めたりしていて、つぎはぎだらけの制度に問題が一番あると思います。分かりやすくして、一般の方たちにももっと知るべき機会を与える(広報、セミナー等)べきと思います。自分自身が年を取らないとありがたみが分からないのが年金です。年を取ったときに気がついても遅いのです、早いうちから知るべきことだと思います。
1548	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道や通知等で知っている以外には、特にありません。	年金問題を引き起こした原因である当時(今は定年退職している方がほとんどだと思われる)の市町村役場職員及び社会保険事務所職員にもっと表に出てきてもらい取り組んでもらう。当時実際に事務に携わっていた職員が遂行していくのが、一番の早期解決法だと思われます。我々現役職員は、今所属している責任からもOBと力を併せて、ノウハウを出し合っていくことが解決に向けて大事であると考えます。	年金記録問題に直面し、台帳等を見ていると過去の職員がここまで杜撰な仕事をしていたのかと分かり、大変驚きました。そして、宙に浮いた年金・消えた年金記録の5千万件を1件でも減らして、失墜した国民の信頼を取り戻すべき邁進しなければいけないと認識しました。いろいろ問題があったので記憶は不確かですが、問題の存在を認識したのは平成18年頃と記憶しています。	(8)と重複いたしますが、宙に浮いた年金・消えた年金記録の5千万件を1件でも減らすことを最優先課題にし、対応しようとしました。反省点としましては、過去の職員が長年積み重ねてきた杜撰な仕事がこの年金記録問題を招いたのですが、過去のことを言っても始まらないので、現役職員は過去の職員のせいにばかりせず自分たちの問題と全面的に捉えていなかった面があり、年金の信頼回復のために意識改革が遅れた点であると考えます。
1549	地方庁	その他(社会保険事務所)		正直なところわかりませんが、大臣が言われているとおり、人もの金を集中し、全力を挙げて取り組みすべきかと思います。 ただ、やれることはやったとしても、解決不能なもの(存在しないひとの記録など)もあり、すべて解決できるのかどうかは、少々不安です。	基礎年金番号に収録されていない厚年・国年手番が5000万件以上あると聞いたときははとても驚きました。このときに初めて記録管理に問題があると認識いたしました。	
1550	地方庁	その他(社会保険事務所)		地道な作業ですがオンライン記録と紙台帳記録を1件1件突合していく方法が確実だと思います。	年金記録問題は二度と起こってはならない問題と認識しております。また、そのような問題が存在することを知ったのは、マスコミ報道されて初めて知りました。	1件でも多く記録が見つかるよう、また、受給者の方には年金として早急に受給できるよう、記録照会については丁寧かつスピーディーに作業を進めてまいりました。紙台帳からコンピューターに記録を移行後、入力ミスがないかどうか確認せずにきた点と基礎年金番号に切り替え後、他の手番を持っている方への統合手続き周知が不十分だった点が反省点と考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1551	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	記録の整理を行ったことにより、本人または、配偶者が不利益になるようなケースは、出来る限り教えるような対策をとることが出来ればよいと思う。	世間でいろいろ言われ始めたころ、認識した。 自分は、仕事として与えられたことを一生懸命取り組んでいた積もりであったが、長い期間の記録管理がずさんであると言われ、問題となるようなケースが出てくるたびに、大変大きなことになっている(なっていたのだ)と思うようになった。	出来るだけ話を聞き、1件でも記録判明に努力した。 可能性のあるものを検索したり、調べたりして、自分なりに記録判明にむけて、努力したつもりである。 ただ、折角記録が確認できても、結果として受給者に有利なものとはならない記録もあるので、やりきれない思いがする。
1552	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	1件1件、丁寧に確実に事務処理を行い全力で解決に向けて取り組むことだと考えています。	最優先で解決する重要な問題と認識しています。 年金記録問題が世間に広まった頃だと思います。それまでは知らずに自分自身ショックを受けました。	社会保険庁、事務局、事務所長等の指示に従い、解決するために一生懸命に取り組んで、お客様の不安を少しでも無くそうと対応しました。 過去において、1つ1つの事務処理の作業を「いいかげん」に行った結果だと思います。確実でミスの無い処理を行わなかったことが反省点だと思います。
1553	本庁	その他(社会保険事務局)	存じ上げません。	名簿とオンライン記録の照合作業をすすめる。 浮いている年金記録を本人の記録に統合する作業をすすめる。	正しい記録で受給されていると思っていました。新聞等で取りあげらるまで、このような問題があることを知りませんでした。	早い段階で、名簿とオンライン記録が一致しているか、記録確認をするべきだった。一人に複数の番号を交付しないように徹底するべきだった。
1554	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	透明性のある記録問題への取り組みを行うことで 信頼性が生まれると思います。	採用されてしばらくした後に、年金問題について取り上げられることになったので そのときからです。(平成16年ごろ?)	ちょうどそのときから期間照会業務を担当することになりましたので お客様からご提出された照会内容について、真摯に調査するように しておりました。 現時点における反省点としましては、 ①再裁定に要する時間が非常にかかっておること ②記録調査に要する時間が非常にかかっておること です。
1555	地方庁	その他(社会保険事務局)				
1556	地方庁	社会保険事務所課長級以上	すべて報道されていると思う。	受給者、被保険者一人ひとりにご理解していただき、全部の記録を早期に正しい年金記録にすることが最善の策ではないかと思う。	基礎年金番号に統合されていない記録があることは知っていたが5，000万件もあることは知らなかった。報道等ではじめて知った。	とく別便で来所されるお客様に真摯に対応し、ご理解を求めた。 反省点は制度発足当初から年金番号を必ず一人にひとつの番号しか つけないようすべきだったと思う。 制度間で番号をつけて、同じ制度の中でもいくつもの番号を持つようにしてきた 制度にも問題があったし、この問題は起こるべくして起こったと思う。
1557	地方庁	その他(社会保険事務所)	私は昨年からの任期付職員のため、世間一般以上のことはわかりません。	上記に同じです。	年金記録問題について知ったのは、世間一般と同じです。昨年からの在籍中は、当該問題を解決しなければならないという思いだけでした。	なにしろ一生懸命働きました。世間一般が考えている以上に事務所内は大変であると思いました。年金について一般的に知らないことが多すぎると感じました。基礎年金番号の付番・事業所で自らが払っている社会保険料・国民年金の納付などは、もっともっと宣伝していいものではないのか?と感じました。年金についての知識・認識および「知っていること」「当たり前のこと」など事務所内と世間一般の間には格差がありすぎます。その溝を埋めるのが今後の最大の課題で
1558	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	職員の増員。処理件数に対して職員数が圧倒的に足りない状況だと思う。	H14年頃に適用課で期間調査を担当していた為、記録漏れが想像以上にあるとは感じていた。 当時はほとんど本人からの調査依頼が提出されてきたものについて調査作業を行っていたが、年金額に関係してくるものもあるので年金請求の際は記録確認を徹底してもらいたいと思っていた。	期間調査を担当していた時は、早急に正確な回答を本人に送付するよう心がけ業務をこなしていた。 平成9年に基礎年金番号通知書を全員に送付した際に、記録漏れがあるかないかのチェック対応を細かくして、年金請求時に記録確認をしっかり本人に確認していれば、これほどまでの問題
1559	地方庁	その他(社会保険事務局)	私自身が認識しているのは、世間一般に知られている問題の範囲内です。	一人一人の年金記録が正しいかどうか、早急に確認していく作業が必要と考えています。	年金記録問題は、早急に解決すべき問題であり、正確な記録に基づいた年金を早急に支給することができるように職員全員が力をいれて取り組むべき業務だと認識しています。 私がこの問題が存在していることを知ったのは、国会でこの問題が大きくとりあげられてからです。	お客様と接する際には、昔の記録を思い出すことができるように、じっくりと時間をかけ、丁寧に慎重に対応しました。 この問題に関しては、制度的な問題もあると思いますが、年金記録の氏名や生年月日が誤って収録されていたり、年金記録を正確に確認しないまま年金の裁定処理をしてしまったりするような、職員の事務処理誤りも大きく影響していると思います。
1560	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし。	社保庁及び市町村役場に保存されていたあらゆる記録の突合調査等を徹底的に行い、本人が申出した記録と照合したうえで、記録漏れが判明した場合は、速やかに訂正処理を行うことが重要であると考える。	「消えた年金」について報道され始めた頃が、年金記録問題を認識した最初で、当初は、基礎年金番号以外の厚生年金(国民年金)記号番号が統合処理されていないだけのものという認識であった。	個人の記録に疑義がある方について、照会申出をしていただき、調査の結果、記号番号が判明した場合は、即時、基礎年金番号への統合処理を行い、統合後の記録回答票を交付し説明することで了承を得た。 また、必要に応じて照会申出票を提出していただくことで、後日調査結果が届くことを説明し、対応においては親切丁寧な対応を心がけた。 個人の年金加入記録(納付記録)を長期間管理していくうえでの管理方法や事務処理を行った職員の責任意識の低さに問題があったと思われる。
1561	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	世間一般に知られていない問題を知らないので方策について考えることはありません。	記録を統合するために平常業務から取り組んでいました。平成19年にマスコミ報道されてから知りました。	国民の信頼を回復するため、記録統合にむけて全力で取り組んでいます。
1562	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在のねんきん特別便・定期便の回答処理の早急な完了。	厚年・国年手番の統合漏れ。 統合漏れの件数が5000万件と問題報道された頃。	一人一人のお客様に対して、時間がかかる場合でも誠実・丁寧を心がけて対応しようとしました。
1563	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし。	特になし。	老後の生活を支える年金額の基になる記録が、正確に管理されていないことは、国の機関としてあってはならないことであり、重大な問題であると認識していた。 事業所記号が入っていない記録や報酬の変遷に不備がある記録の存在は知っていたが、ここまで大きく記録もれがあったと知ったのは、19年当時の報道により知った。	過去の職員による管理がずさんであったことが原因ではあるが、現在の職員である我々が対応しなければならない問題であり、何とか解決できるように日々がんばって窓口対応や記録調査をするだけでした。結果として、本来業務ができなかったこともあるが、最優先で解決するべきこととして対応してきた。 当時の記録管理等を実際に実務として経験していた者が少なく、調査の判定に時間を要すケースがある。もっと積極的にOBを活用した調査体制を構築するべきだと思う。
1564	地方庁	その他(社会保険事務所)	公開されている情報以外には、わかりません。	まず第一に、人員が足りない。 人員を増やしたとしても、記録調査に関する知識がない方に、きちんと教える時間がない。 記録補正できる人員も限られてしまう。 人員が限られてしまうと、オーバーワークになり、悪循環が起こる。 各事務所の調査の流れができていない。 マニュアルのようなものが確保されていないため、問題が起こったときの対処方法がわからない状態。 業務センターに整備を依頼しても、時間がかかり回答に時間がかかってしまうことがある。 解決策としては、調査するに当たってのきちんとした人材確保、調査の流れ、調査方法をマニュアル化必要と思われる。	特別便の前の、名前が収録されていない記録の補正のときに、統合されていない記録が多数存在することを知りました。	氏名が収録されていない手帳番号の払い出し簿から突合せし、名簿等を確認しながら、収録に努めた。 件数だけを求められ、内情は何も考えていない報告をしなければならない状況。 もう少し、時間をかけてやるべきもの。 被保険者や、受給者のためにならない。
1565	地方庁	社会保険事務所長		統合されない迷子の厚生年金記録について コンピュータが導入されるまでは、どのような仕事も同じと思いますが、手作業でやっており、クリックすれば、確認できるものではないと思います。現在あらゆるシステム(プログラム)を作成してコンピュータで突合わせをし、最後は、国民の方々の記憶を頼りに解決していくしかないと思います。ただ、高齢の方は、当然記憶が薄れていくものなので、コンピュータの突合わせ及び入念照会と同時並行で、解決困難な群を選び出し、各都道府県でプロジェクトチームをつくり、このような事象について面談を行うなどして、記憶を掘り起こすしかないのではないかと思います。当然ながら健康状態のすぐれない方には無理とは思いますが。	平成の初期のころだったと思いますが、厚生年金保険の期間照会を担当していたとき 年金制度そのものの意識が国民の皆様にほとんどなく、転職のたびに厚生年金の記号番号を払いだした状態になっている事象を1件ずつ古い名簿から探す作業を行っていたときに認識していたといえばそうかもしれません。 ただ、当時はご本人が就職の際「厚生年金手帳がない」との申し出があれば、過去の手帳番号を迅速に調べるすべがなかったという実態があります。	当時職務として、古い名簿で、探し出すことが出来れば、それで終わっていましたが、特定できない場合は、なるべくご本人と電話等で接触し思い出してもらえるようにしていました。 反省点としては、年金制度をもっと重要なものとして捉え、国民の皆様に広報を積極的に行い、仕組みの周知をすべきだったのではないかと思います。
1566	地方庁	その他(社会保険事務所)	そのほかに知っていることはありません。	①記録のオンライン化を図っていく。もしくは、簡単に検索ができるようにする。 ②記録のオンライン化をはかり、定期的に名寄せを行って、継続的に記録確認をしてもらえるようにする。	平成19年に新聞報道で知ったが、それまでの間は、まったくそのような存在は知らなかったし、あるはずもないと思っていたので、それまでの間お客様にもない旨回答してきたが、結果は違った。遡及して支払われる金額の大きい人をみると、当時の年金記録の技術的な問題もあるが、今まで何もしなかったつけがきたのだと思う。	対応について 地道に1件1件ていねいに対応していくこと。 反省点 記録問題生じたとき、その先は再裁定の件数の増加は見越せたはずである。初期の時点でその対応できる人数が少なかったのは致命的であったと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1567	地方庁	その他(社会保険事務所)		①人員の増員(経験者)。 ②WM未収録でマイクロ化すらされていない記録の画像収録。	従来より期間照会業務は、人間がマイクロカセットを目で見て調べるという地道な作業であり、見逃してしまうということが否定できない業務であったと思います。 また特定業種(代表的なものとしてパチンコ業)の本社名などは、どれだけ雑学として担当者が知っているかで、見つかる見つからないが左右されます。 この職場に職員として採用された最初が適用課であったため、採用当初から統合されない厚生年金記録が多数あるだろうと感じていました。 年金手帳には厚生年金記録を自身で記入するというのも問題があり、事業所がどういう届出をしたかは、被保険者本人は知る術がなかった。記録が本人の思っているのと違うということが起こりえるだろうと思っていました。	期間照会業務の集約化、マイクロカセットのWM収録およびデータ化については何度も業務改善の提案をしてきたところです。(厚生年金記録の手帳印字についても。) 年金手帳の再交付が簡単に行えるため、被保険者からすると手帳は大切なものだという実感がないのではと思います。そのため職場が変わって再取得する場合、手帳なしでも手続きできると被保険者も事業所も軽く考えているのではないでしょうか。 手帳発行(再交付)を有料化するというのも、意識を変えるというためには有効かもしれません。 社会保険事務所側としては、最終的に裁定請求時点で未統合記録を捕捉できると考え、新規番号を払い出しすぎたのが失敗。おまけに被保険者に記録を見せる(交付する)ことを嫌がる傾向があった(そういう職員が多かった)ため、ここまで数が膨れ上がったと思われます。
1568	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1569	地方庁	その他(社会保険事務所)		専属の正規職員を決め異動させずにずっとやらせる。	厚生年金記録については本人の記憶がない以上、いくらこちらから勧奨しても解決できない問題。 国民年金については手番が判明しても、その中の納付記録についてまでも調査するというのは	本人に時間をかけて思い出すよう、はたらきかけたがなかなか記録統合に結びつかなかった。 また、同僚が無理に説得して記録を統合させたが、それが後で本当の手帳を持った人がでてきて、一緒に謝りに行ったときは強引な手法は軋轢につながると感じた。
1570	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	2万件調査にような、ある一定の基準を設けて、それに当てはまる方については、事務所段階での訂正が出来るようなことを実施したほうがいいと思います。	氏名等が相違している記録が多少あるとは思っていたが、この年金記録問題が明るみになったときに、初めて大益の年金記録の不備や不明が存在するということを知りました。	私は、ご自身の年金記録に不満や不安を抱いて来所された住民の方に対して、まずはご迷惑をお掛けしていることへの謝罪を行い、そこから来訪者の方の主張や意見に真摯に耳を傾け、その方の年金記録の確認や調査に全力を挙げなければならないと感じました。 現時点でこれまでの私の実践をとおして感じていることは、最後まで責任を持って己に与えられた業務を遂行していくこと。法令やマニュアルに沿って、迅速かつ正確に業務を行っていく。そういう姿勢や実践がこれまで不完全だったのではないかと思います。
1571	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	あせらず地道に記録統合していくしかないものと考えます。	申請行為が大前提であったこともあり、未統合記録にについては、将来年金請求の時に全て統合されるものと考えていました。また、5千万件の未統合手番があることを知ったのは新聞報道等された時です。	現在のようにコンピューターの発達した時代と紙媒体でやりとりしていた時代を同じベースで考えるのは物理的にも無理と考えますが、しいて言わせていただければ紙ベースのデータ(厚生年金記録)をオンラインに収録するときに住所情報などを収録しておけば良かったかと思います。ただし、取得届に住本人所の記載が必要ですが・・・
1572	地方庁	その他(社会保険事務所)	・社会保険業務センターに「年金再裁定報告書」の滅運作業を行ってから、現在は3ヶ月程度で処理が終わると聞いておりますが、平成20年6月～7月ごろに進達済の再裁定処理が、未だに行われていない年金受給者の方から問い合わせがあり、現在も未処理であることが判明したケースがあります。 業務センターの人に確認したところ、平成21年4月以降に滅達した分と、平成21年3月以前に進達した分との処理の速度に差がかなりあるとのことで、年金受給者に対しての公平性が損なわれている気がします。 (平成21年4月以降進達分は業者に委託している分があるので、処理が早い人がいると聞いて	平成21年3月以前に進達済分の滞留分を、処理する人数を増員するか、もしくは業者に委託する等の方策くらいしか思いつきません。	年金記録漏れの問題は、かなり重要な問題であり、真摯に対応すべき問題であると認識しました。 平成19年6月ごろに、年金窓口での相談者が多くなり、年金記録漏れが多いと知りました。	・国民のみなさまの財産に係がる、年金記録問題であり、自分に出来る限りの対応をし、この問題を真摯に受け止め、今後同じことが起こらないように記録の管理体制を重くおき、これからも国民の皆様の財産を扱っているのだと心に留めながら業務をしていこうと思いました。 ・紙台帳から機械管理への移行作業に何かしら問題があったんだと思われます。今後は機械入力等、正確な作業が必要だと思います。
1573	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません	まずは、年金受給者の方の年金再裁定。年金再裁定の自動化。 つぎに、紙台帳の被保険者記録の数値データ化し、お客様の照会に対して素早く回答できる体制構築し行う。 年金受給者などのご相談に対し社会保険事務所にある端末画面をビジュアル化し分かり易くする。などの方策が必要と思います。	社会保険事務所の現場では、 国民年金保険料の納付率が高まらないことが端緒だった。続いて愛知社会保険事務局内でゴルフ接待疑惑等が報道された。 しかし現在年金問題といったなら国民年金や厚生年金保険を問わず被保険者記録がお客様の記憶と一致しない・被保険者記録が基礎年金番号以外の手帳番号で存在した・オンラインデータに収録のない被保険者記録が存在する等が中心となって、年金受給者が不利益を被っている事に結びつくことですから、被保険者全体が社会保険庁・社会保険事務所は信用ならないと考えている事と思います。 保険料収入で保養施設等の建設がされ、非常に安価に売却されたこと等は年金問題として取り上げられることは少なくなった。 5～6年程前から問題として取り上げられたと思います。	7と8のことから、年金受給者の方の年金再裁定の業務に就くことで、一件でも多くの受給者の満足を得たいと考え実行しました。 それが地道に信頼回復をする方法のひとつと思いました。 社会保険事務所の現場では、正確に被保険者記録を収録する事務の迷行が重要と考えます。
1574	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	これまでのとおり、こつこつと確認作業を続けることしかないと思います。	元々記録の管理が良くないところにおいて、基礎年金番号を導入した際に現在のように個々の記録を洗い直すべきでした。私が考えていた以上にずさんな管理をしていたことに憤りを感じます。紙台帳の管理は各事務所、戦災及び自然災害により消失している部分があったこと先立から聞かされ台帳管理には神経質になった事を思い出します。オンラインへの移行が被保険者の方たちの記録を見つけにくいものにしてしまったのだと思います。もちろん紙台帳への転記ミス等を含め記録問題はずいぶん前から気がついていたのかも知れません。	お叱りを受けながらお客様のいにしえの記憶を一緒になって辿り、過去の記録にたどり着けるよう接客していました。当然のことですが、事務処理を正確に実施することが大切です。
1575	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		社会保険業務において、最優先課題として対応すべき問題と考えています。 平成17年4月から、窓口等での年金相談や記録照会を担当するようになってからですが、その当時は、年金請求するまでに(58歳通知が届いてから)記録確認してもらえばよいといった指導を受けていましたので、今回のような大問題が潜んでいることを知りませんでした。	お客様に対しお詫びを述べるとともに、親切・丁寧な対応を心がけました。 そして、その当時の年金相談担当者等と、多種多様なケースについて情報の共有化をはかり、少しでもお客様に対し満足のいく説明や、調査結果について回答できるよう努力しました。また、お客様の待ち時間を減らすため、昼休憩等返上し対処しました。 紙台帳からコンピューターでの記録管理に切り替える際、その当時のコンピューターの性能の問題もあろうかとは思いますが、何より、非常に大切な記録を扱っているという認識に甘さがあったのではないでしょうか。十分な確認ができていないのが今日に至っていると思います。
1576	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成17年10月入社であり、入社して4年がたちます。その間、国民年金の免除問題があり、現在の年金記録問題に至っています。正直なところ、年金特別便業務を行う中で、こんなにも番号が抜けていたり、名簿での記載誤りがあるとは驚いています。	私個人ではどうしよもないことだと分かっているものの、まず私自身がお客様目線に立って、一人でも多くの人が満足していただけるよう努めています。 この問題についてなぜ起こったのか、これは、一人ひとりの国民のために、きっちりとした仕事をしようという意識の低さからだと思います。
1577	地方庁	その他(社会保険事務局)		前年度に送付済みの年金特別便について、早急な回答をする必要がある。新たに、定期便を出しているがこれは、無駄なことをしていると感じている。年金の仕事に携わっていない方に同じようなものをいくら出しても意味はない。職員のくびを自ら絞めているようなものと思う。 事務の立場から言わせてもらうと、被保険者記録のカセットオープンを一斉にしてほしい。 080のマイクロ確認において各県の事務所の管轄の変遷を一覧で見られるようにしてほしい。 検索方法を増やしてほしい。(大規模事業所については、取得年月日が近いものを探し出すことが困難) 業務センターでできるような矯正をわざわざ地方に送らないでほしい。 など、思痴はたくさんありますが、まずは、受け付けている特別便に回答することにつきるので	マスコミ当で大きく取りざたされたとき	基礎年金番号ができたときに、今と同様この番号のほかに番号をお持ちのかたは返事をくださいというはがきが送られたり、黄色のお手紙として文書を送ったりしていたが、年金の裁定の時にできますよという落ち着きがあったと思う。そのときに、100%に近くなるように回収に努力をしていたら、ここまでの問題になっていたのか？と悔やまれる。
1578	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	現行の方針に沿って、一件一件丁寧に対応。	基礎年金番号に統合されていない年金番号があること。 業務課に配属された時(平成14年頃)、氏名取得届等に年金手帳が2冊3冊添付されて届出された時。(この時はもちろん5,000万件という数字は知らなかった。)	本人の申し出に基づいて記録を統合。 本人による積極的な記録の確認の勧奨ができればよかった。申し出があったもののみ対応し受け身であった。
1579	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。ただ、年金請求時には、社会保険事務所の窓口では、厚年、国年記録について、本人には確認をしていたと思います。	本人の申し出に、出来る限り添うような方向で進めてほしい。現時点において、できることとしては、本人に記録確認をするしか方法はないのではと考える。	特に知りませんでした。国民年金の免除問題からです。	国民年金に関しては、検認率のアップ問題であり、だくをして上げるのではなく、あくまでも確収に出向く。また、厚年記録については、事業所からの報告のため氏名の読み方の誤り、社会保険事務所での入力時の誤り等
1580	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知らない	わからない	これまで世間一般的に、知られていない問題があるかないかについては、どんなものがあるか知らないが、手帳番号の重複払出による記録問題については、昔は事業所が安易に新規扱いで申請している傾向が有ったと思うので、重複手番を確認する方法がなく、確認できるようになっても無用な索引を規制されていたので、今のように全てを確認できるようになるまでは、年金請求時に確認するしかなかったと思った。	これまで世間一般的に、知られていない問題があるかないかについては、どんなものがあるか知らないが、手帳番号の重複払出による記録問題については、事業所が安易に新規扱いで申請している傾向が有ったということと、重複手番を確認する方法がなく、確認できるようになっても無用な索引を規制されていたので、今のように全てを確認できるように、もっと早く出来ればよかったと思える。
1581	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	抜本的な解決方法はないと思います。 時間がかかる問題かと思います。	時間がかかる問題かと思います。 平成18年中頃かと思います。	一人一人の記録を時間をかけて、慎重に対応していかなければならないと 思いました。 記録の管理方法等について、そもそも紙台帳等の記載が不鮮明であったり など、長期間に渡り、適切に記録を管理するという認識が欠けていたと思います。
1582	地方庁	社会保険事務所課長級以上	①私が、昭和55年に採用されたとき、先盃から、過去にペンネーム(芸能人名等)で加入し、健康保険証を持ちたかった被保険者が多くおり、資格取得届において事業所へ確認する業務が多かったと聞いています。 このような芸能人名での、加入記録が何万件あるのか知り、未統合となる件数を把握したうえで対策の検討も必要と考えます。 [redacted] ②また、年代があいまいで申し訳ありませんが[redacted]事業所は女性の雇用に年齢制限を設けていたと聞いています。 この年代の生年月日は、相当の未統合番号があるのではないでしょうか。 以上の内容は、一部であると思えます。今回のような意見を集約した、検討が必要と思います。	(6)にて記載のとおりですが、一旦整理する時間を設け、再度このような意見要望をされるとよいのではないでしょうか。 ただし、上記のような具体的で詳細な内容と、その件数について、職員に対して情報公開は必要と考えます。	採用時から、厚生年金手番の重複は、問題になると思っていました。 平成9年の基礎年金番号時は、その対策として(案)でしたが運転免許証の交付時やパスポート申請等で何らかの把握ができないものか考えました。	未統合となっている分析が必要で、(7)で記載したとおり職員が共有した情報が必要と思われます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1583	地方庁	その他(社会保険事務所)		●マスメディアをうまく利用する。 ①テレビや新聞、雑誌を利用して、特別便の見方、記入の仕方をわかりやすく説明する。 ↓ 電話や、窓口の問い合わせ件数が減る。 ②社会保険庁の取り組み、特別便対応の処理済数などについて、公表していく。 ↓ 問題やミス処理ばかりを取り立てて報道され、庁の活動が表に出てこない。 誠意を持って一生懸命取り組んでいることをアピールしていくことで、理解する余地をもってもらう。 ●年金記録問題を対応する職員、社労士、賃金職員への、作業手順の徹底や、対応するための知識をまず確実に覚えさせる。 ●年金記録問題に対応する人員を増やす。	<どのような問題と認識していたか> ●処理手順の不徹底が招いた人為的事故 ●社保庁の組織としての業務に対する怠慢 ●政治判断のミス <問題の存在を知ったのはいつ頃> ●年金記録問題がマスコミに取りざたされた頃 ●ねんきん記録問題に関わるようになって	<どのように対応しようとしたか> ●相手の話を聞く。 ●不明な点をあやふやにしたまま処理を進めない。 <反省点> ●確認不足 ↓ 「まあ、いいや」という結論で処理の不確かな点を解決せずそのまま処理してしまった。 ●人間関係の希薄さ ↓ 不明な点に当たっても、尋ねられない。 ●周知不足 ↓ 社会保険についての知識が一般的常識のレベルまで達していない人が多い。 社会保険について、アピールする機会を作っていくべきだった。
1584	地方庁	社会保険事務所課長級以上	厚生年金保険の記録調査をしていて、被保険者台帳にお名前がありながら、コンピューター収録されていないケースが多くみうけられ、まったく収録されていなかったり、カセット収録されたままの被保険者記録が多く僕然とします。	今まで発番された記号番号をすべて、0100－000001からコンピューターに収録し、氏名、性別、資格取得日、資格喪失日等の情報を入れ、改めて期間の確認を加入者あてにすべきと考えます。	いわゆる旧台帳のコンピューター収録の際、当時の大蔵省が予算化に消極的(裁定請求であるため、請求時に登録すれば事足りるとの考えがあったため)で実際に予算化されず現在に至ったことが大きく影響していると思います。 25年くらい前だと思います。	当時の上司に対し、毎年旧台帳によるコンピューター収録を要望すべきとして毎年お願い、要望をし、当時の県庁民生部年金課として要求をあげていただいたと聞きましたが、結果的に概算要求部分で予算化されなかったようです。 年金の法律において、年金請求が年金裁定請求であることに原因があることと考えられます。 今後、年金に未請求や、統合もれの事故のないように、年金制度の加入時に受取口座番号まで登録する制度とし、受給権ができた際には自動振込みができるようなシステムとすべきと考えます。
1585	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金記録問題は、国民にとって、生活に関わる重大な問題であり、早急に解決するべき問題だと思います。このような問題が存在することを知ったのは、自分が年金相談の業務を担当するようになって、年金の記録漏れの問題が出始めたおよそ2、3年くらい前です。	年金記録に関して、社会保険事務所への問い合わせや来客が増えたことで、窓口の支援や、休日開庁日の窓口対応など、自分にできることは積極的に対応しました。窓口では、年金記録の照会について、照会申出を受付して調査するのはかなり時間がかかるので、窓口対応の際に記録を見つけて解決できるようなものについては、正確に対応するよう心がけました。 この問題について、紙台帳の記録等、正確な管理ができいなかったことが反省すべき点だと思
1586	地方庁	その他(社会保険事務所)		・マスコミに正しい情報を流してもらうこと。 ・市町村に協力してもらうこと。	・自分の年金記録について、記憶違いをしている人が非常に多いこと。 ・18年10月以降。	・件数が多すぎるので、照会をもらってから回答までに時間がかかるのは、ある程度仕方ないと思う。間違った回答をしないことの方が重要と思う。 ・なぜこのような記録となっているか、わかりやすい言葉で説明し、納得してもらうことを心がけている。
1587	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		年金加入記録が正しく収録されなければならないと思います。 大きく問題を認識したのは平成19年7月です。	来訪された方の年金加入記録についてご本人から正しい加入記録かどうか確認しております。基礎年金番号方式になった時に特別便のように事業所加入履歴等をご本人に照会して回答していただくような方式にすれば収録が遣んだと思います。
1588	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	特になし	在籍が短いのでわかりません	なし
1589	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金事情に精通したOBを再雇用して対応させる。	平成19年6月中旬。	一番最初の東京目黒の「ねんきんあんしんダイヤル」に緊急招集され対応しました。また、休日に出勤して年金記録の調査を行いました。 特別便に共済記録を一緒に記載して通知すべきではなかった。 共済記録が一部しか記載されていないケースが多数あり、国民の不安を増大させた。国民年金の資格についても、実際の保険料徴収が昭和36年4月からと説明が必要だった。
1590	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	一気に解決するような方策はなく、一件一件、ご本人のご記憶と、 管理されている記録を突き合わせていくしかないと考えます。	特に未統合手帳番号については、裁定時にご本人の確認をいただくため、 その時点で確認できるはず、といういわゆる裁定時確認主義が職場全体の 常識として存在していたと思います。 記録の詳細についても、間違いがあればご本人からの照会があるはずで あり、そのときに対応すればよいという受身の姿勢が根底にあり、そのこと 自体が問題であるという意識が希薄であったと思います。 管理されてある記録自体が杜撰である、ということについては、平成16年に 厚生年金記録の期間照会を担当することになった際に、いくつか誤りのある ケースにあたることがあり、その際に承知したと思います。	担当していた期間照会業務については、現在のような整備された状況では なく、記録の調査は担当者の経験・手腕によるところが大きかったですが、 その時点で考えうるあらゆる可能性を考慮して調査対応は行いました。 反省点については、年金記録は基本的に届出があってつくられるものですが、 その届出の対象となる被保険者ご本人に対しての通知が、制度として ないがしろになっていた事があげられると思います。 現在でも、住所や氏名といった基本事項に変更があった際にご本人に 通知がないなど、その問題は残っていると考えます。
1591	地方庁	その他(社会保険事務所)	同じ事業所記号をが長年の間に何度か別の事業所として繰り返し使用していること。	年代ごとにその当時の正しい事業所名が表示されるようなシステムの改善を行えばよいと思います。	社会保険庁の使命は国民に対して適正に年金を裁定・支給することであり、最重要課題と認識しています。入社した8年前には漠然とした分かっていませんでしたが、実務にあたっていくにつれ、非常に大きな問題であることがここ数年ではっきり分かってきました。	本人への確認を入念に行い、記録漏れがおこならないよう心がけました。年金問題については一定の間隔での定期的な確認が不足していたことが反省点として挙げられると考えます。
1592	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金特別便で旧姓手番の漏れがあった旨、回答をしているにもかかわらず 旧姓手番の名寄せ等の照会文書が来たのはどうしてか？同じ事をまた回答するのか？と問い合わせがあった。 特別便が膨大な量のため、事務処理が遅れ、タイムラグ的なものもあるが、年金問題解決のため、通常の特別便とは別に旧姓手番の名寄せ対象者に再度同じようなものが送られていると説明。了承いただいた。	現場からみても二重の事務処理としか思えず。特別便の回答に対しての事務処理を早期解決しオンラインシステムにより、上記の者には重ねて照会文書が送付されないよう改善をしてほしい。	平成15年4月に採用となり、勤務しているが、平成9年1月に基礎年金番号が導入され、一人一つの年金番号とされた事を教わり、仕事を覚えていく上で基礎年金番号に統合されていない手番が大量にあることを知り、当時は本人あてに基礎年金番号通知書が送付された際、他に番号をお持ちの方は統合する申請(同封の別紙を提出)をしてくださいとした事がそもそもの問題だと感じている。その時に現在のような対策をしていれば、もっと早くに年金記録問題が浮上し、早期解決に向け、着手できていた事と思います。	採用となったばかりで仕事もままならない状況だったので、今日の年金記録問題にまで発展するとは当時では考えられなかった。 反省点としては上記(8)と同じ。
1593	地方庁	社会保険事務所課長級以上		厚生年金の(事業所)確認について、索引簿の検索ができる専用のパソコンの効率がよくなスムーズに行うためにはハードの容量を大きくする又は、各県ごとに振分をする等を行う必要があるのではと思われる。 各制度の被保険者原票(080)の反応を早く、きれいに。	現在は、一人ひとつの基礎年金番号で管理されているが以前は、各制度ごとに手番を振り分け、同姓同名の手番があったとしても確認ができていなく、新規で番号を払出す。また、原票の転記ミス等がなければ、隠れた年金・消えた年金等の話にならなかったのではと思われる。 年金問題は平成18年4月以降。	記録等の早期解決にむけて努力してます。
1594	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	地道に記録確認を進めていくしか無いとは思いますが、カセットのままの旧台帳整備や払い出し記録の整備を送急に行うことも必要だと思います。	採用時はすでにオンラインシステムが完成しておりましたが、同制度の他手番が存在するための重複取り消し作業も多く、漠然と不安は感じていました。年金給付課に配属されたとき、改めて年金記録がこんなにも洩れていることを実感しました。	やはり申し出による調査が不可欠であることから、窓口での対応は記録確認からはじめました。 反省点としては、基礎年金番号制度が始まった時期に「他の番号をお持ちの方は・・・」とご本人に照会していましたが、このときに「特別便」的な調査をすればよかったのではなかったか、とも
1595	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にないと思います。	直接的解決方法ではないですが、再裁定、新規裁定など時間のかかるシステムを改良すべきだと思います。同じような処理票を何度も作成して、入力に関してもほぼ手作業で行っているのではないでしょうか。現在の技術ならこのように時間のかかる処理方法ではなくてもできるかと思います。時間がかかりすぎることが当たり前な状況では、いくら職員がよい応対してもお客様は納得されません。世間的に広がっている悪い印象を払拭することも、お客様からの協力を得る方法のひとつだと考えます。	支払った保険料に対して、給付されていないということは、実際に不利益を受けている人々が存在するということから、至急解決すべき問題と思います。裁定請求時に未統合の番号については、ほぼ確認できているものと思っていたため、新聞等で問題になるまでは、これほど多くの未統合番号が存在するとは知らなかったです。	担当課が国民年金であったため、調査について早期に回答できるよう体制をつくりました。数十年先を見越した体制を作れなかったことが反省点として挙げられると思います。被保険者への制度周知、年金番号の重複付番の回避など。
1596	地方庁	その他(社会保険事務局)	平成17年に入庁しましたので、報道などによって初めて知らされている状況です。	年金受給の再裁定については、システムを改善することにより、極力手作業での処理をなくすようにすればいいと思います。東京で一括して手作業するのではなく、ある程度の処理は地方でもオンラインでできるようにすれば処理速度が上がると思います。(手帳番号を基礎年金番号へ登録されることで受給原簿も連動して改定となるような処理) 最後の一件まで記録を追求するというのは事実上不可能です。どこかで区切りをつける必要はあると思います。確か、銀行でも10年間使用されていない預金口座は本人に連絡のうえ廃止されると聞きました。ただ、区切りをつける場合には、一般の方がみてもこれ以上の解明が不可能だと納得していただけるような説明をする必要はあります。	本人の記憶も曖昧である(年金手帳の紛失、当時の住所や事業所、おおよその期間を忘れているなど)場合や、根拠が不明確(国民年金保険料を本人は納付していないが、家族が納付しているはずだと主張している)などの相談事例が多く、半信半疑でした。今でも本人の主張の信憑性を疑わざるを得ないことがある一方で、職員による記録の改ざんや不適切な処理が表面化したりと、一体何が本当で何が間違っているのかよく分からない状態です。まさか職員が意図的に記録を改ざんしたりしているとは夢にも思いませんでした。 時期については19年4月頃から相談が急増し、認識に至りました。	できる限り情報を特定できる要素を相談者から聴取し、オンライン、マイクロフィルム、事務所に保管されている紙台帳を確認しました。また、市町村にも照会しました。そのような手段でも特定されない場合は、立証できる手段がない以上記録は訂正できないと回答していました。 現在でもそのような方法以外には取れなかったのではないかと思います。 社会保険事務所のみに責任の全てがあるかのようにいわれていますが、社会保険事務所、市町村、事業所、被保険者本人それぞれに責任はあると思います。それぞれが自己責任意識を持たずに、行動してきた結果だと思います。
1597	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	一件づつ、地道ではあるが解消していくしかないと思います。 本人よりの申出による照会については、紙台帳(マイクロ)を全て確認する。また、同姓同名同一生年月日の記録については、本人に直接接触して確認していく。	年金給付課に在籍していた頃(平成10年より以前だと思いますが)より、厚生年金の手番の中に他人の記録が収録されていたり、未収録の記録ががあったりと、手番の記録について不審はありました。	本人からの照会について、紙台帳時代の記録を再確認し、入念に調査することを心がけました。調査者の専門性が必要と考えられますが、異動などにより引継ぎが完全とはいえず、あいまいになっているところがある。 また、現在、各県で全ての調査を完了させている点も問題がある。たとえば、事業所によっては店舗名と登録の事業所名が相違していることがあり、その管轄事務所では良く知られていることであっても、その他の事務所では知らないこともある。また、過去からの経過についても知識の蓄積であり、それをペーパーに残しても完璧に伝わるとは考えにくい。 この、問題に関しては専門職としたほうが効率もよいと考える。
1598	地方庁	その他(社会保険事務所)	無し	職員の増員。現在のように、通常業務を処理しながらではなく、記録問題専用に対応する職員を増員すればよいと思う。	2～3年前。それまでは、未統合手番についてはあくまで基礎年金番号と別管理されている記録であり、いわゆる「消えた記録」とういう認識ではなかった。	記録問題は、一人が複数の番号を持っていた制度や、昔はオンラインが導入されておらず、記録の管理が困難であったシステム的な問題等、さまざまな要因があると思う。 特別便の処理や、窓口対応等、最大限の努力をしているが、未統合記録について、以前は現在ほど重要な問題として認識できていなかったことが反省点として挙げられると思う。
1599	地方庁	その他(社会保険事務所)				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1600	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	第3者委員会や救済措置等特例法により、救済できる方は救済する方策を進める一方、職員としては、台帳との突号や調査申出記録の確認を徹底して行うしかありません。 何をもって問題解決とするのか分かりませんが、記録と本人記憶が違うと主張する方は今後においても、いつの時代でも必ず存在します。職員のできることを、地道に続け、彼らに任せておけば安心できると国民の皆様に思っていただけるまで、信頼を得るまで努力するしかないと思います。	手番が多数存在しているという点については、入庁時(平成7年)から当然知っていましたが、平成9年の基礎年番導入により統合作業をすすめていましたし、裁定請求時にはすべての記録を確認するということで特に重大な問題であるとは認識していませんでした。しかし、氏名変換誤りの手番については検索しても特定できないため、問題であると認識していました。 台帳との相違や、WMに移管されいない記録が存在することは知りませんでした。	窓口相談時には、徹底して記録確認を行い、他手番がないか調査し、一件でも手番を滅らす努力を行いました。 反省点として、国会での追求や、マスコミの指摘を受けるまでもなく、自発的に、かつ大々的に、基礎年番導入時のような統合作業を国民の理解と協力意を得て、時間をかけて行うべきであったと思います。また、紙からコンピューターへの移行時には、もっと人と時間をかけて慎重に行うべきで、半世紀以上記録を管理し続けなければならない年金という独特の制度をもっと重大に考えるべきであったと思います。
1601	地方庁	その他(社会保険事務局)	私の知っている限りでは、無いと思っています。	大きな対策としては、私は全てを把握しておらず分かりませんが、各論としては、提出された再裁定の請求書等を速やかに処理することが、早く問題解決する方法と考えます。それに向けて、やはり、必要な人員が必要であると思います。(特に専門の知識がある人が不足していると思います)	最初に思ったのはすごい件数の番号が宙に浮いていると驚きました。今までできちっとしていなかったものが発覚したんだと思いました。 当時の総理大臣が最後の一件までといっておられたが、死亡者、社会保険以外での誤り(例えば事業所のミス、年齢氏名偽装)外に連絡の取れない方、(例えばホームレスの方)の番号等があるので、がんばればある程度はできるがそういった人の分はどうするのだろうと思いました。 また、問題を知った契機・時期はマスコミ・新聞報道でです。	当県ではすぐに市町村での特別便対応窓口が設置されたので出張するときに精一杯の対応をしようと思いました。 基礎年金番号に収入時にもう少し被保険者の人等に広報等の対応をとればよかったのではないかと思います。今回のよう当時はまだ入庁しておらずどのようにしていたかはしらないのですが。
1602	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	対応する人員増一般事務とは切り離した処理体制	未統合記録がある事は入所当時から知っていたがこれほど多いとは思っていなかった	一件でも多く処理できるよう努力してきたつもりであるが自分の仕事を持ちながら処理するのは大変である
1603	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	これまでのように、全所体制で通常業務の傍ら年金記録確認の作業を進めることは非効率な面があると思います。年金記録確認のみを担当する係をつくり、担当を明確に分けた方が好ましいと思います。	平成10年に国民年金課に配属になりましたが、当時は基礎年金番号制度導入から比較的短期間だったせいか、未統合の手帳番号が数多く存在していたことについて、特に気にもなりませんでした。その後平成18年に再度国民年金の仕事に携わった時、未統合の手番が意外に多く残っていたことに少し驚いたことを覚えています。ただ、そのときはこれほど大きな問題に発展することは想像していませんでした。平成19年に年金記録問題がマスコミに大きく取り上げられてから以降、年金記録問題の解決は年金制度信頼回復のための最重要課題と認識しています。	自分の仕事と平行して記録問題の解決に取り組むよう心がけてきました。反省点としては、まず基礎年金番号導入の際に、手番の確認についてのきめ細やかな対応が不足していたことが挙げられると思います。また、その後の手番保有者への広報活動や注意喚起なども不足していたように感じますが、一番の要因は、「裁定時主義」という待ちの姿勢が招いた結果だと思います。
1604	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			国民年金手帳記号番号の重複払出しの存在については、昭和55年頃に携わった当時からであること。	手帳番号の重複取消しについて、該当市町村に照会し、重複取消しの処理を行っていた。 年金手帳の重要性を説き、個人で生涯保管することをもっと宣伝すべきであったこと。
1605	地方庁	その他(社会保険事務所)	コンピューター上に、氏名が登録されていない年金記録が存在する。	現時点においては、100%の解決は不可能ではないかと思われる。記録が漏れていると申し立てる方全員に対して、ほぼ無条件で記録を整備するぐらいの思い切った方策をとらなければ国民の皆様は納得していただけないのではないでしょうか。	これまで社会保険庁は、保険料の無駄遣い、年金記録業務目的外閲覧、国民年金不正免除問題等のあらゆる不祥事を犯してきたが、それらをはるかに凌ぐ大問題であると認識しています。この問題については、記憶が定かではありませんが、平成19年の年明け辺りに、恥ずかしながらワイドショー等のテレビ報道によって認識しました。	年金記録相談に訪れて来た方に対しては、親切丁寧に対応するのは勿論のこと、来訪者の立場になって、私自身の失われた記録を探すかのような気持ちで年金記録を検索する等、来訪者が最後に安心して帰っていただけるよう常に心がけて業務を行っていました。 年金記録は、被保険者にとってかけがえのない財産であると思われます。私を含めて、職員にはそのような意識が少なからず欠如していた点が反省点として挙げられると考えております。
1606	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	記録調査を専門とした人員を確保し、過去の被保険者台帳等の徹底的な調査や、OBの協力を得ながら、短期間の期限を定めることなく、調べつくすことを前提に国民の理解を得ながら、ひとつひとつ丁寧に結果を出すことが大切だと思います。	平成19年頃から、年金記録問題が大きくとらえられたと認識していますが、年金相談窓口において、年金請求者や記録の確認来訪者に対し、混雑時の待ち時間を考えると、必ずしも氏名、生年月日、戦歴等、あらゆる可能性を想定したWMによる徹底した氏名検索等等による調査が行われたとは言い切れないと思います。なぜなら、今となって、WMによる旧姓等の氏名検索により簡単に記録が判明する場合もあるので、多かれ少なかれ、相談者本人が特にお申し出がないと、漏れている事象は発生していたと思います。	社会保険事務局の指導的な立場として、年金記録の確認については、来訪相談のマニュアルに基づき、特に本人のお申し出がなくとも、少なくとも、必ずWMによる旧姓を含めた氏名検索等による調査を徹底するよう、指導して参りました。しかしながら、来訪者の待ち時間の解消や多くの相談者に対応するにあたり、人員的な問題は大きく、実際には、ひとりひとりに対して、入念な相談調査に時間をかけられない実態も避けられなかったことはあると思います。
1607	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
1608	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	最優先課題として捉え、全職員が協力して調査・回答にあたり、書類及び進捗状況の管理をきちんと行う。 また、どのような調査が必要となるのかによって書類をパターン分けし、調査のノウハウ等情報交換を積極的に行い作業を効率的に進める。 今後は、基礎年金番号を持っていると考えられる人についてはきちんと記録を確認し、むやみに新しい番号を払い出さないようにする。	年金の受給権の有無及び受給額にも影響してくるため、早期に解決する必要があると思った。 手番の存在は知っていたが、記録問題として認識するようになったのはテレビ等で大きく報道され始めてから。	書類を審査する際、本人と思われる手番が見つかった場合は本人記録かどうかの確認を行い、統合できる記録については統合作業を進めた。 この問題の原点は、オンライン化した際にきちんと入力されているか確認作業を怠ったこと、 次々と新しい番号を払い出してきたこと、最終的に年金請求の手続きの際に記録を統合すればよいと考えていたこと及び年金請求の手続きの際に氏名・生年月日等から他に本人記録と思われる番号がないかを検索するという作業を積極的に行ってこなかったことにあると思われる。
1609	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくにない。	通常業務を必要最低限にし年金問題に取組む。(行動計画の凍結など)	質問の意味がわからないので答えようがない。いつ頃知ったかもよく憶えていない。	期間調査の回答、年金特別便窓口などの応援。 社会保険事務所の体制が整わないうちに年金特別便を発送したため窓口がかなり混乱した。
1610	地方庁	その他(社会保険事務所)		土曜日・日曜日に社会保険事務所の機械を動かし、対応可能な職員が出勤して処理を行っていくことで、少しでも年金記録問題の解決を図っていく事がいいと思います。	平成16年の採用後間もなく年金記録問題が話題になりました。大きな問題のため、休日出勤など多少無理をしてでも解決に向けて頑張っていかなければならない問題だと認識していました。	まずは社会保険庁の信頼回復が第一と考え、以前より増して電話応対や窓口対応・法令順守を気をつけて仕事をしてまいりました。 反省点としては、目標を設定した期限間近になった時にやり方を変えるなどすることが多く、より余裕を持って計画的に対応ができたらよかったと思います。
1611	地方庁	その他(社会保険事務所)	オンライン化前に厚生年金手帳記号番号の重複取消を行っている場合で、オンライン化の際に喪取した記録が収録されていないケースがある。 古い厚生年金記録で算定の途中から始まる記録や、算定の途中で喪失してしまっている記録がある。おそらく番号の記入間違いで送達時に収録がおかしくなってしまったのと推測される。 船員保険の生年月日だけで適当に付与された9000番台の仮番号。 おそらくなかには仮番すら付与されていない記録も存在すると思われる。	地道に台帳の点検・突合をする他ない。	宙に浮いている未統合の手帳記号番号の件数など知る術がなかったため、問題になるまで特段気にすることはなかった。 平成9年次の照会(緑の用紙)ので概ね終わっていると思っていた。	当時は手帳記号番号の氏名のヨミも適当に割り振ったものだとは知らなかったため、一般的な名寄せ作業しか行っていなかった。年金請求時には名寄せを徹底するよう注意喚起を促したが複数のヨミで名寄せを徹底していたかは怪しい。 当時知りうる情報の中では、可能な範囲では取り組めていたと思うが、過去の記録管理方法についての知識が乏しかったため、その点が勉強不足であったと考える。
1612	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	予算を掛けて、役に立つ人員を増やして欲しい。	記録漏れ等がここまでひどいとは思わなかった。それと古い記録が随分いい加減だということに驚いた。すべてを解決できればいいけれど今では無理だと思うようになった。 問題を意識するするようになったのはマスコミで取り上げるようになってからです。	年金特別便の対応等で本人からできるだけ詳しく話を聞いて、記録を探すことに必死で取り組みました。 本来業務を抱えながら年金記録問題に取り組むのは心身ともにきつかった。 人は入れても、WMは使えないとかであまり役に立たなかった。
1613	地方庁	その他(社会保険事務局)		1件1件地道に取り組むのみだと思います。	年金記録を管理する立場としての社会保険庁の責任はもちろん大きいですが、社会保険庁、市町村、被保険者等、全てに何らかの責任がある問題だと思います。問題として認識するようになったのは、年金記録問題がマスコミ等で取り上げられるようになった頃からです。	できる限り詳細に話を伺い、考えられる可能性について全て調査するようにしました。年金記録問題への対応においても、基礎年金番号が付番された当時においても、社会保険庁だけで解決するのではなく、もっと国民の協力が必要であると訴えるべきであったと思います。
1614	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	健康保険組合、厚生年金基金と連携し、相互の記録を照合する。	漢字手書き台帳→カナ穿孔台帳→オンラインと移行する段階で、被保険者本人、事業所、市区町村に確認がとれずに生じた問題。事務所で記録整備をしていた頃。	担当ではなかったが特別便窓口対応等に積極的に対応した。または、事業所と連絡をとり、疑重複を極力発生させないように対応した。反省点としては、被保険者本人、事業所、市区町村、健康保険組合、厚生年金基金との連絡体制が脆弱で、特にシステム移行時は、事実確認をとらずに担当した職員または委託業者の脳内で対応してしまった。
1615	地方庁	社会保険事務所課長級以上		期間調査については、高度なノウハウが必要となる。増員だけでは対応は難しいのではと思います。早期解決が望ましますが技術の習得が必要だと思います。	過去に年金給付課の審査業務を担当しておりましたが、請求時なら氏名索引をして記録があれば本人に確認を行い。年金記録の漏れがないよう努力しておりました。しかし、かなり古い記録などはWMで検索できない場合があります。その場合は被保険者から申出がないと調査のしようがなく、中にはもれたままの方もいるのではと危惧しておりました。	当時としては最善を尽くしたつもりです。反省点といえば、お客様からの申し出がないとそのままになってしまう恐れがあること、現在の定期便等の導入があればかなり改善できたのではと思います。
1616	地方庁	社会保険事務所長	結果としての事象はいま問題となっていることで網羅されていると考えます。		基礎年金番号導入前は記録の検索や本人特定等がより困難だったこともあり、できることの限界は今より大きかったと考えています。 オープンされていない旧台帳や、氏名等が整備されていない記録が多数存在することを知った時期は不明です。	届書どおりの記録とするため、入力時等のチェックは完全ではなかったにしても、きちんとやってきたつもりです。 現場レベルでは、届書どおりの記録を作るための入力時のチェック等の大切さについての認識がどうだったかという思いはありますが、ただ、記録問題はさまざまな要因でこのようになったものと考えますので、特定の部署や職員だけを問題にし続けても解決はしないと思います。
1617	地方庁	その他(社会保険事務局)			大変、重要な問題であり、少しでも早く統合しなくてはいけないと考えています。平成15年頃過去記録調査をしていた時、未統合の記号番号が有る事は知っていました。	判明した記録はすぐに統合を取り組みました。また、事業所担当者様にも機会が有ればお願いをしました。 基礎年金番号導入時にもっと、広報をして取り組む必要が有ったとおもいます。
1618	地方庁	その他(社会保険事務局)		マスコミ等による偏った見方から視聴者、購読者を煽るような報道は控えるべきではないかと思います。 現在進行されていますが、過去のあらゆる書類(済通、還付整理簿)の電算化。	職員の怠慢が引き起こしたものだと思います。	その場しのぎの中途半端な対応はしない。 過去の記録や記憶はあいまいなものです。社保や被保険者の双方に記録が残っていれば、少しは状況が変わっていたのではと思いますので、効率的・経済的ではないのですが、経過(相談内容や何を契機に記録補正をしたか等)を残すべきだと思います。
1619	地方庁	その他(社会保険事務所)			採用されてから、しばらくして年金の給付業務をするなか、コンピュータ上の年金記録と過去の紙台帳との不一致がありえることを知った。 氏名などのよみかたが違うことでみつからないことがあるため、慎重に調査が必要と感じていた。記録は正しくあるべきであるが、人の手による、台帳管理だったため、まったく間違いなしとはいかないが、間違いにも限度があると感じていた。	記録の調査はよみかたをかえて検索するなど、あらゆる可能性を考え、慎重に調査していたつもりです。反省点は多々、ありますが、当時の台帳から、機械化(コンピュータに収録)する時点で完全に確認できてから収録するべきだったと考えます。
1620	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	近道は無く、知識を持った者を増員してあたるほか無いと考えている。 もしくは、政治的な解決として、申立の全てを認める。	被保険者より納付記録が違うといった申立は、年間で何件も無かったと記憶しており、機械管理への移行時にデータの入力誤り等で、当時のチェック漏れが存在している程度の認識であったが、最終的に年金裁定時に補正出来ると考えていた。 年金記録問題がマスコミ報道された後か直前ぐらいだったと覚えている。	問題点としては、過去の年金記録の保管状況が1つに有ると考える。また、年金裁定時に補正ができると考えた考え方、被保険者に対するデータの開示が無かった点も反省点として挙げられるのではないか。
1621	地方庁	その他(社会保険事務所)		専門の部署を設けて、より要領の分かる人を優先的に配置し、チームを組んでこなしていくしかないと思います。	・基礎年金番号に統合されていない手番や年金給付に結びついていない手番が相当数ある、という事。 ・マスコミが取り上げる様になってから。	・記録に結びつく様な情報を、今まで以上により掘り下げて確認するよう心がけた。 ・発足当時からのずさんな記録管理につきると思います!!!

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1622	地方庁	その他(社会保険事務所)	一部の悪質な事業主は、実態のない会社を立ち上げては、標準報酬月額を最高等級にし、結局保険料を納付せずに認廃。また会社をたちあげて、を繰り返し、1円も納付がないまま高い年金を受け取ることになる。 新適時に注意はするものの、強制加入を逆手に取ったりする。また、標準報酬の不適切な処理が問題となったため、認廃も慎重に行う必要があり、制度を悪用する人間がいる。	強制加入について、もっと考える必要があると思います。少なくとも事業実態の確認のため決算書を提出させたりするのもいいと思います。 また認廃についても、申請所在地にて事業実態がなければ事業実態なしとして認廃をすすめてもいいと思われます。 もし、他で事業を行っているとの申し出があれば認廃取り消しのうえ、所在地変更届を提出させるなどで対応すればと考えます。	基礎年金番号導入時に、もっときっちりと対応していれば少しは防げたと思う。年金請求時に確認すればいいという安易な考えが当時あったのではないか。 そのために、より大きな問題となってしまったように思われる。 平成18年ごろ、業務課に配置換えになったときに期間照会の業務を行っているのを見て、気の遠くなる作業をしているな、と感じた。	特別便の対応ではできるだけ、詳しく聞き取りを行い、なんとか記憶をたどってもらいながら応対した。 オンライン化のためにパンチ入力を安易に委託したため、フリガナ間違いや入力間違いなどが多数あるため、確認作業に大幅な時間が必要となる。(マイクロを1枚1枚確認したり) 氏名検索で見つかれば、確認に時間がかからずにすんだと思われる。
1623	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に無し	現在の方法を地道に続けていくしかないと思います。	事故リストの処理時、調査不能がありました。ご本人が年金請求時に申し出られた時以外は対処できないものと認識していました。	ヒューマンエラーはつきものです。それを踏まえて紙台帳で処理していた時代に点検を進めておくべきだったと思います。ただし、算定基礎届処理時などは事業所の協力も得て誤りを見つけ出していましたが、短期集中の手作業では、相当数の事故の発生はやはり防ぎきれなかったと思います。同一人に複数の手番を付番したのも、当時のシステムからは、やむをえなかったものと認識しています。ご本人も会社に職歴を知られるのを嫌い、既に持っている手番を申告されていなかったものがたくさんありました。 残念なのは、言われてする前に行うべきであったということです。新しいシステムが開発され、氏名索引ができるようになり、解決の手段が得られることになった時に、予算とスケジュールを組んで記録見直しを進んで行うべきであったと思います。ところで、ご本人と直接連絡が取れるようになったのは基礎年金番号の設定が行われた平成9年以降です。この前後から連日のように残業が続き、休日出勤も多くなり、実行の機会がなかったように思いますが、計画的な処理を進めて
1624	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		職員も含めて、大多数の人が年金の加入記録の証明となる年金番号を重要なものだと認識していなかったことによる問題。 2つ以上の年金番号が重複整理されない状態で存在していると認識したのは、老齢年金裁定時に過去の加入記録を思い出せない人がいたとき。	重複付番の防止。 反省点といえるか分かりませんが、年金制度が始まった当初から基礎年金番号が導入されていれば、このような問題は起きなかったと思います。国民年金、厚生年金でそれぞれ年金番号が存在したことにより、未加入者の把握ができず、強制加入といいながらも未届による未加入者が存在し、そのため、年金に未加入である者がいて当たり前の状況であったため、今までの加入履歴を確認せずに安易に新規付番をしたためだと思います。
1625	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。			
1626	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	特別便について、完結していくとともに、1つの基礎年金番号により確実に一人の記録を管理していくことを徹底し、また、国民一人ひとりについても、自分の年金記録に常に関心を持ち続けていただくことだと思う。	本来国民の方がかけてきた年金がいわゆる宙に浮いた年金となっていることについては、過去の年金番号制度の成り立ちがそのような原因のひとつであるとは思うが、公的な機関として、そのようなものが存在することは重要な問題であると認識している。年金制度そのものの問題もあると思うが、厚生年金について偽名で勤めていた方など加入する側の問題も一部あるところもあり、完全な問題解決をどのうようにしていくか、課題となると思う。 このような問題については、このような番号が存在してしまっていることは、適用係に在籍していたころですが、重要な問題点として認識したのは年金給付に携わった3年くらい前からとなると思	年金給付の処理に際して、記録の徹底確認をする。 この問題が生じた大きなひとつの問題は、基礎年金番号でなかった時代から基礎年金番号導入となった変化であるとおもう。その時点での記録の整理が不完全であったことが反省点のひとつでないかと思う。
1627	地方庁	地方社会保険事務局	特にありません。	時間をかけずに集中して処理にあたる。	重大な問題と認識しました。世間一般に知られるようになってからです。	丁寧に対応することをこころがけた。チェック体制がしっかりできていなかったのではないかと思
1628	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			平成9年1月の基礎年金番号導入時にもっと真剣に取り組むべき必要があったと後(時期不明)に感じた。	最終的には一人ひとり請求時に整理できると甘い考えがあったかもしれない。
1629	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。		まさかここまで昔の記録が整っていないとは思いませんでした。このような問題の存在を知ったのは、マスコミ報道が始まった平成19年又ごろだと思います。	とにかくお客様のご相談を受けようと、私に限らず皆必死でした。 反省点としては、昔の旧台帳をお客様から照会があるまでオンラインにさえ登録されていなかったこと、(現在も旧台帳の照会には時間がかかります。)基礎年金番号制度が始まる前、職歴を確認せず安易に番号を払い出したこと、単純な台帳への番号等の記入誤り(これが別人の記録が収録されてしまってる原因です。)、オンライン記録への氏名や生年月日の登録誤り(正確に検索が出来ません。)、年金記録問題についてマスコミが報道するまで全く職員に周知されていなかったこと(本当にここまで整っていなかったとは思いもしませんでした。)だと思います。思いつくまま書いてわかりにくくなりました。申し訳ございません。
1630	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません	地道に1つ1つを調査していくしかないと思う。	記録調査をしていく中で、記録が漏れていた方を発見した際は、重大な状態だと思った。	申し出があった方については、少しでも早く回答できるように地道に調査をしていた。
1631	地方庁	その他(社会保険事務所)	過去の記録が見つかって減額になってしまうケースもあるということは、まだまだ一般的には知られていないお話で、後々のトラブルを防ぐために、どのような情報提供が必要かということも重要な課題のひとつであると考えています。 また、他の制度との兼ね合いにより、過去記録が見つかったために不利益が生じたというケースもありました。 遡って所得が増えたために、施設の入居費用が大きく上がり、遡って請求が来たという事例でした。「こんなことになると先にわかっていたら、漏れていた年金は請求しなかった。」と訴えられたことがありました。	年金が増額になる場合であっても、そのことにより受給者さん個々の損益分岐点が異なる場合も多いことを踏まえ、他にどのような公的サービスを受けていらっしゃるか等、受給者さんからの聞き取りに力を入れることができるとよいのですが。現在のような状況では、それも覚束ないことではあります。	私は今春からの任期付採用ですが、外から見ていた時と中で見るのでは印象は大きく変わりました。 悪意を持って行われたことや、怠惰な姿勢で見過ごされたことや、利己的な欲求のために行われたことばかりではないということを感じました。 そもそも、この制度は専門的な知識を持たない一般の人間にとって、あまりに複雑です。 そのことが、国民の皆様の不信感を増大し、ますます社保庁への信頼を失墜しているように思えます。 ご質問の趣旨とはズレてしまうかもしれませんが、今現在の年金制度への国民の不信感は、なにより「わからない。ごまかされてる。」という思いに根付いているのではないでしょうか。 制度の複雑さが、「年金は難しい」という根本的な問題を生じさせているように 思えます。 子が嫡居した親の面倒をみる時代から、自分の年金で自分の老後を支える時代になりましたが、その過程においてあまりに皆は無知で無関心だったことも、今にして思えば現在の問題を生じさせる一因でもあったことでしょう。 年金問題とは、年金という概念や意識を国民が持たないままに生じてしまった、国と国民とのズレではないかと思います。 私が年金問題と認識したのは、やはりマスコミによる「未納」報道の頃でしょうか。 当初は、芸能人や政治家の個人の問題のように捉えていました。 ですから、その後の年金記録問題についても個人の責任のように捉えていました。 身近でそれを感じたのは、父自身の記録が判明したときでした。私の父には二つの過去記録が見つかりましたが、どちらも本人は厚生年金加入期間とは全く認識していませんでした。	今は、記録を見つけ持主を明らかにすることと同時に、再裁定後の対応の遅れがより不信感を呼んでいると思います。 処理や支払いに関するお問い合わせには、できるだけキチンとお調べしてお答えすることと同時に、お時間がかかることに対しても重々ご説明しお詫びするように努めています。 この問題についての反省点は、人手不足で対応が遅れがちであったことと、一般の方に対しての情報提供があまりにも複雑でわかりにくいことが挙げられると思っています。 送られていく年金証書の見方、定期便や特別便に書かれている用語、どれをとっても国民の皆様にとっては馴染みの薄いわかりにくいもののようです。 受給者さんの多くは、面倒な説明より金額と支払日だけわかればいいとおっしゃる方も多いです。それだけが、すぐにわかるものを送ってほしいと仰います。 わかりにくい説明に翻弄された挙句、「ごまかされている」と感じてしまう方も少なくありません。 もちろん、勉強熱心で細かい説明を求められる方もいらっしゃいます。 ですから、お客様のニーズに合わせた情報提供の区別ができればと日々感じております。 私自身が、まだ外部からの「目」で見ている部分が多く、それ故に不慣な記述になってしまう点は、なにとぞご了承くださいませ。
1632	地方庁	その他(社会保険事務局)	過去に年金給付課に在籍していたが、窓口対応の際、お客様(主に女性)のほうから、当時は、就職に年齢制限があったので、年齢を偽っていたとか、名前を変えて働いていたとかの証言が多数あり、きちんと記録が出てこないのはそういう理由があるためかと軽く考えていました。(名前を偽っていたと言っておられた方はあまりいなかったと思いますが、年齢を偽っていたと言っておられた方は結構な数おられたと思います。)上記のような方が、滋賀県だけでも少なからずおられるので、全国的に見れば多数おられるものと思います。記録を確実なものとするためには(1人の人に対して多数の年金番号を払出している問題も含め)、届出に際し、今のやり方を続けるのであれば、公的な本人確認の書類(若しくはその写)を添付していただくべきと思います。	全職員が一丸となって、取り組むしかないと思います。ただ、日常業務がたくさんあり、この問題のみ取り組むわけにはいかないので、年金記録に関する組織、または部署を立ち上げ、そこで集中的に取り組んでいけばいいと思います。	年金記録問題については、(6)の他、過去、紙台帳からの手入力による切替の際にミスがあったものと思っていました。また、この問題については、主にマスコミの報道等によりはじめて知りました。	過去の入力誤りがわかれば、その都度訂正していました。 入力処理等については、チェック体制が甘かったと思います。人間がすることであり、必ずミスが起こるので、それを想定してチェック体制を構築しておくべきであったと思います。
1633	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
1634	地方庁	その他(社会保険事務所)	問題は出尽くしており特にありません。	今後も記録問題の苦情はなくならないため専門の窓口が必要です。	平成17年に国民年金課に配属になりマイクロ台帳があまりにも読みにくいし、いいかげんに記入してあるのを見てこれはいつか問題になると思ってました。しかし、国民全体の記録を完全に管理するのは不可能であり、たとえ完全に記録したとしても被保険者が違うといえばくつがえるようでは公平性平成にかけるため保険料制度であることがそもそもの問題であると思います。	制度そのものが問題であるため今後も以前のような大問題にはならなくても同様の苦情はなくならないですが、お客様満足度を高めるには無駄とわかっていても時間をかけて調査したり、お客様の話をじっくり聞かせていただくのが重要です。紙台帳の時代では一人一人の記録を管理するためには字の綺麗で几帳面な職員を大量に採用する必要がありますし、機械化されたあとは打ち間違いをふせぐため大量のチェック要因または入力誤りのないパソコン検定の資格をもってる人を雇うひつようがありました。保険料方式では記録管理が必要で国民の記録を完全に管理するのは不可能です。今後またこのような問題になる前に制度を完全税方式にかえないと駄目
1635	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金の被保険者台帳(紙台帳)の記録が、オンラインシステムに収録されていない事象(いわゆる「カセット記録」)が多数存在すること。	現在行われているいわゆる「黄色便」で記録の持ち主である可能性の高いお客様に当方からアプローチしていく手法が最も良いと思う。が、すべての年金加入情報がオンラインシステムベースで収録されていることが大前提となるため、下準備としてカセット記録のオンラインシステムへの収録を全件実施することが必要。 求められている作業量が職員の処理能力を大きく超過している。 早期の解決に越したことはないが、制度創設から数十年経過している積年の問題であり、長期的視野に立った解決への手順構築が必要。 記録問題の解決に人員を大きく割き、他の業務(調査業務・未適用事業所に対する適用促進)が停滞することは本末転倒である。	前述の「カセット記録」が多数存在すること、また加入者情報のオンライン記録への収録にあたり、正確な登録が行われていない事例が存在することを知ったのは社会的に年金記録問題が表面化した頃(平成19年初夏ごろ)。 行政の立場として、被保険者の方がお納めいただいた保険料に基づき正確な給付を行うことは当然のことであるが、そうなっていないことを「申請主義」にあぐらをかいて被保険者責任としていた姿勢は猛省すべきである。	当時の立場は事務局職員ではあったが、できる範囲で現場の支援(年金相談支援・遡及管理のツール作成など)を行ってきたつもり。 反省点としては、前述のとおり年金の請求漏れを「申請主義」にあぐらをかいて被保険者責任としていた姿勢に尽きる。 保険者として正確な記録管理、同一人に対して複数の手帳番号保有を避けるという観点が欠如していたこと。
1636	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1637	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	1 過去記録判明による再裁定処理に1年6ヶ月を越えるものが多く残っていること。 そのことについて、業務センターの職員もやむをえないと考えていること。 業務センターの現場においては、人員も増やされることなく、始まった年金記録問題はまさに悪夢のようだと思います。ものすごい数の127号がとどまることなく増え続け、野積みされていく職場は想像するだけで苦痛です。 また、地方庁からの127号は不備な書類も多く、2割増し以上の業務量になっていると思います。 まじめに取り組んでも進まない毎日に時間の感覚が麻痺しているのではと思います。 しかし、窓口においても「1年待ってください」とお客様に説明し、納得していただくことが、どれだけお互いに負担がかかるか。その上、まだ半年かかりますと話さなければならないことをどう思っているのか。業務センターの現場ではなく、その上に立つ方に問いたい。 2. 年金ダイヤルの効果はいかほどのものなのか。何回かけてもつながらない、有料である。受付の社会保険に非があると説明される。責任者に代わってもらえない。責任者の連絡先を聞いても教えてくれない。	新規分をさておいても、受付の古い127号について集中的に取り組む。 年金ダイヤルのメリット・デメリットを集約し、立て直す。	過去60年間に及ぶ年金の記録補正は僅か1～2年で決して解決できない。長初から解決するだけの人・もの・金も与えられず、ただただ罰を受けることが当然のように現場に作業を強いていた。 高齢の年金受給者が対象であるために、早い解決を望まれていることは十分に理解できる。しかし、時間を与えられないまま始めたために、手法の一つ一つにケチをつけられ、後手後手に手法を変えていったことが、信頼を落とし、混迷を深める結果になったと思う。 過去記録の補正や判明は年間で100件くらいだったと思う。漏れや記録上に問題があることは認識していたが、これほどのもの(数)とは思わなかった。 「データがほぼ正しく、氏名索引をしっかり行えば、ほとんどの記録が判明できる」という前提で年金相談を行ってきた。	とにかく、氏名のふり仮名をいろいろなパターンで検索し、一致した場合、本人に思い出してもらうよう積極的に話しかけることだけだった。 まずは、払出簿の番号順に記録補正を少しずつでも進めていけばよかったと思う。しかしながら、船員保険の仮番の補正ひとつとってもかなりの時間がかかるような現状だったため、行動に移すことをあきらめていたように思う。
1638	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	世間一般に知られていない問題については、報道等で知っている以外は特にありません。	年金記録の周知徹底を行い、被保険者一人ひとりの認識を高めるために定期便を送付し、確認を徹底してもらい、そこで年金記録に問題があり申し立てを行った被保険者に対し、救済措置が取れる法整備を行い、万が一、偽りの申し立てを行った場合は、懲役刑を科す法整備を行えればよいと考えます。	手帳番号を複数持っている場合は、統合処理を行わないと年金受給権がなくなったり年金額に影響が出るため、重大な問題だと認識していました。 基礎年金番号導入される時期に知りました。	資格取得の処理を行う際に、同一人の疑いがあった場合は、被保険者本人へ確認を行ったり、年金相談の際に漏れがないか確認を行っていました。 確認の際に被保険者への周知が足りずに、徹底した確認が取れていなかったことが反省点としてあげられると思います。
1639	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員の増員	年金番号は一人にひとつ9年以前は厚年・国年でふたつ また、本人の職歴記録なので、年金手続き時に確認可能と考えていた。 問題として、意識をしたのは今回の国金・報道等で	事務局・事務所方針に従い、全力でお客さま対応を行った。 資格取得時の年金手帳の確認の徹底。
1640	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	所与のものとして全庁一丸となって、一つ一つ解決していくほか無いとおもいます。	臨時職員に採用されるまでは、マスコミ一般の情報しか知りませんでした。とく別便の窓口にたってはじめて、ことの重大さを認識しました。	とにかく信頼回復には、一人ひとりに誠心誠意尽くすことと思います。
1641	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			平成11年頃、基礎年金番号に統合されていない年金手帳番号について社会保険業務センターから定期的にご本人にお知らせを送付し、統合を促進していくとの認識を持っていた。	広く事例を公表し国民に周知しつつ、地方分権実施前に市町村の協力を得ながら特別便及び定期便を早期に実施すべきだったと考えます。
1642	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません。	長時間費やしても良いので現方策で実施し、最後の1件まで年金加入者を特定する。	こんなにも不備の多い記録があることを知ったのは、平成18年ごろ(世間を騒がせ始めたころ)であり、当初は、通常業務の一環で処理できるぐらいの並だと思っていた。	あまりにも不備な記録(名前がない、事業所記号がない等・・・)が多すぎて手間ばかり掛かっていたが、長時間を費やしてでも最後の1件まで閉京加入者を特定させなければならない思いで対応する。
1643	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金特別便および定期便の確認を進める。 年金請求手続もしくは社会保険事務所に来所された際の記録確認をもっときっちりと進めていく。 電話などを通じて、記録漏れがあると思われる皆様に積極的にコンタクトを取り、その上で記録統合を進めていく。	国民の皆様の信頼にかかわる、重大な問題だと認識した。確実に解決しないと、年金制度全体に関する信頼を失い、将来的には年金制度に禍根を残すと思った。 それと同時に、なぜ今まで何も手立てが考えられずに放置されてきたのかと思い、不思議に思った。 年金記録問題が存在することを知ったのは、マスコミの報道が始まってからはじめて知った。	窓口相談にこられる受給者や被保険者および、電話相談の方々の記録を丁寧に確認し、統合漏れを出来る限りなくすように対応しようとした。 反省点として、受給者や被保険者の記憶に頼りすぎて、確実に本人の記録と思われる記録があったとしても、本人の確認が取れないため統合できないケースが出ていることである。 前後の記録などを勘案して、確実に本人記録と思われる場合は、本人確認がとれない場合でも、しっかりと説明をした上で職員の手で統合を進めていったほうがいいのではないかと思うこと
1644	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	退職者、OBに協力を依頼する。(人手不足であるため)	私自身は、在職1年であるため、年金記録問題は、マスコミ情報からで、就職前には、すでに報じられておりました。	私自身は、就職した時点で、すでに取り組みが始まっておりましたので、それにのっとって対応してきました。人手不足が顕著だと思います。
1645	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	適切な人員確保(増員)、OBや社会保険事務経験者による活用。	厚生年金、国民年金制度は別の制度であったため年金番号が2つ以上あるのは当然のことであり、年金請求時において一つにすれば問題ないと認識していた。消えた5，000万件と報道されるまで問題意識はなかった。	自分が対応したお客様に対して、年金記録もれや手番統合もれがないようワンストップサービスを心がけ、一度の訪問で全て終了するよう対応した。 ただし、この問題を1件残らず解決する方法は無いと考えます。それは、厚生年金の届出は事業主から社会保険事務所にされてきたが、届出ミス等により名前や生年月日が違う記録や、作為的に偽名や幅の生年月日で届けられた記録がたくさんあります。報道では社会保険職員の怠慢とされていますが届出が間違っていたケースがほとんどだと考えます。資格取得届に戸籍謄本を添付させていたわけでなく、現在誰の記録かわからない記録があるのは当然であり、これからも判明でき無い記録は残ります。
1646	地方庁	その他(社会保険事務局)	これまで世間一般に知られている問題でさえ、マスコミ等で知ったことですので、 それ以外に問題があるかどうか、わかりません。	各問題ごと件数が膨大であること、問題の内容によっては時間を要するものがあることから人と時間をかけて、問題毎個別に丁寧に対応していけばよいと考えます。	知ったのはマスコミ報道などがあった、H19年夏ごろからです。 件数も膨大であるし、対象となる人がどこにいるかも判らない状態でこと。 そのような状況下でこの問題解決をどのようにしていけばよいだろうか難しい問題であると認識しておりました。	昔の状況を把握することで、問題発生の状況を認識することから始めました。 行政サイドとして 一人一番号に最初からしておけば数がそこまで膨大にならずに済んだ。 年金についての制度や内容を広報しておくべきだった。 記録自体が昔のものすぎて今では確認することすらできない点 個人サイドとして もっと年金について関心をもって欲しかった 自分の記録について自ら確認しておいてもらいたかった
1647	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	・現在行っているねんきん定期便による方式が、結果としてベターではないかと思います。ほかにもいろんな方法はあるとは思いますが。		
1648	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	新聞報道によりますと、国民年金の記録については、2年以内の未納期間については、一定の基準を決めて復活を認める方向である旨記事になっていました。 問題の解決を図るには、そういう方法しかないように思います。特にオンライン化以前の記録は、本人の記憶のみであり、立証するのも困難だし、調査にも限界があります。 政治決断による記録回復がベターではないかと思慮します。	私は昭和53年3月の採用でした。配属先は社会保険事務所の国民年金課でした。最初に上司から教えて頂いた仕事が、被保険者台帳の消込み作業だったと記憶しています。市町村の検認票に基づいて被保険者台帳に納付記録をゴム印で押す作業でした。初めてなので間違うことも多かったと思います。納付済のゴム印を押し過ぎたり、また逆に押さなかったり、別人の台帳に押したりしても、今から思えば、事の重大さに気づいてなかったように思います。勿論訂正はしましたが・・・。その時代、年金を受け取られるのはもっと先のことだから、少々間違っていてもわからないというような風潮があったのも事実です。 年金記録問題がクローズアップされたのは、[redacted]記録の覗き見事件であったと記憶しています。	年金記録問題が発覚し、来るべき時が来たなという認識を持ちましたが、過去の過ちを反省して、誠心誠意対応しようと思いました。 年金記録問題については、職員の危機意識や責任感・使命感の欠如が最大の要因だと思います。しっかりとした危機意識を持ってさえいれば、ある程度は防ぐことができたように思います。でも時代背景等が全然違うので、一概には言えませんが・・・。
1649	地方庁	社会保険事務所長	先並からも聞いていたが、戦時中に火災で焼失した記録もあった。 また、適用事務に携わっていた頃、観光地であったためホテルや旅館が多く、女性が仲居さんとして働く際に生年月日を若く言って採用された者や元夫や借金取りから身を隠すため、源氏名を使っていた者もいた。 そのような記録が今回の中に多々含まれていると思われる。 事業所の届出により、資格記録を作成するため、生年月日や名前が違っているものや保険証の交付を急ぐため年金手帳を失くし番号がわからない場合に、厚生年金の新規加入で届出を行い何枚も厚生年金の番号を持っている者がかなり見られた。	特別便や定期便の来回答者に対し根気よく呼びかけを行ないながら、回答のお願いをしていくのが最善と考える。 加えて、8億5千万件の紙台帳との突合処理を早急に行い、未統合対象者のホローアップ調査を実施していく必要がある。 また、現実の問題として、せっかく古い記録が見つかっても統合することにより年金額が下がるケースがあり、受給者に説明しても理解を得られず統合できないケースが多々見られ、現在の年金額の保障があれば記録問題の解消にもつながると考える。	社会保険庁に採用された50年頃に適用業務に携わっていました。 事業所からの資格取得届提出の際に、当時は原票方式で管轄の社会保険事務所で被保険者の記録を紙台帳で管理していたため、その方の過去の記録がわからず、生年月日を見て事業所に確認したり可能な限りの点検は行なったが、届出のとおり新規として厚生年金の番号を払い出していた状況があった。 将来、年金を請求する際に記録を1本にしておく必要があると意識して仕事を行なっていた。	算定基礎の説明会や新規適用事業所の説明会等において厚生年金の統合や生年月日の訂正・氏名訂正のお願いを行なっていた。また、お客様の来所時や事業所の総合調査及び滞納事業所への臨場の際等の機会を通じて解消の指導を行なってきた。 今の反省点としては、基礎年金番号の導入時にもっと危機感を持って記録解消にそのときから取り組むべきであった。 現在、フォローアップを行なっても亡くなっていたり、認知症となっている方も多く見られる。これからも解消に向けて最大限の努力をする必要がある。
1650	地方庁	その他(社会保険事務所)	過去の厚生年金加入記録が見つかることにより、厚生年金加入期間が満了して、配偶者加給年金や振替加算の支給がなくなってしまい、結果として年金受給額が減額となるケース。 過去の厚生年金加入記録が見つかることにより、その後に加入した厚生年金第4種被保険者期間の遡付が発生し、結果として年金受給額が減額となるケース。	加給年金や振替加算の問題については、年金記録としての問題だけではなく、独身者と既婚者、あるいは共働きの世帯と専業主婦のいる世帯といった受給できる人と受給できない人の不公平感にも繋んだ問題であり、年金制度を再設計するしか方策はないと思う。 厚生年金第4種被保険者期間については納付の事実もあることから、受給用件を緩えた期間についても支給を認める形に変更するべきではないだろうか。	5年ほど前に総合相談担当をするようになって、時々期間照会の受付をしていたことから、年金の基礎年金番号と手帳番号の統合がなされていない人がいることは認識していた。ただしそのころは、番号の統合による金銭的なメリットは年金受給開始後に初めて発生するものであるから、お金にならないことをわざわざ手続きしてもらうほどのことはなく、年金請求時にまとめてやればよいと考えていた。 ただし、この間の報道及びお客様からの問い合わせにより、自分自身の認識の甘さにびっくりした。	来所されたお客様や、電話による問い合わせなど、一件一件確実にわかりやすく回答することしか考えられなかった。 結局のところ、年金請求時にやればいいといった、問題を先送りにしてきたツケが一番の反省点であると考える。 ただし、これまでの社会保険関係の届はほとんど対事業所向けであり、個々の被保険者はいわばなおざりにされてきたことも今後の改良点としてあげられるだろう。 また、事業所が確実、正確に届出をするためにも、つぎはぎだらけの制度とそれに付随した届書が乱立しているような現状ではなく、一つの包括的な制度を確立して、できるだけ届出する必要がないようにする必要もあると思う。
1651	地方庁	社会保険事務所長	知らない	次の世代に引きずらないようこの時期に年金記録を完璧にすることが重要と考えます。	恥ずかしい話ですがH17年位までは、問題として意識していなかった。	年金記録に対しての個々の意識がかなり低かったように思える。
1652	地方庁	社会保険事務所課長級以上		完全な解決は厳しいと思います。特別便の送付の際に事業所名は表記してありませんが、事業所名や所在地を載せて送付する。事業所名が分かれば思い出すこともあるのでは。そんなに嘘をつく人はいないと思います。	適用課や国民年金課に所属していた時(平成10年頃)。新規で年金手帳を払いだす際に疑重複リストがでる。調査するも判別できないなど、新規で加入させる。統合できない記録があると認識していた。	20歳以上は必ず年金記録を持っていると思っている。常に番号を特定する意識を持っていた。 また、基礎番の以外に手番があれば統合処理を心掛けた。年金記録問題は年金受給申請の際に始めて記録を見る人が多数だったためここまで問題化したのでは。社会保険では、自分の記録だから覚えているだろうと甘かった。また、国民は年金知識が乏しかったと思う。年金の関心度の低さが反省点だと思います。現在、年金定期便などで若い世代にも自分の記録を見てもらうことは非常によいことと思う。年金手帳は1冊、一生使うものと周知させ、年金を分かりやすくす

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1653	地方庁	社会保険事務所課長級以上	オンライン記録で記録が判明しない場合(氏名検索・事業所検索も含め)紙ベースの台帳で調査することとなるが、事業所名・大体の所在地が不明の場合調査不能。本人の記憶だけがたより。かつて、事務所段階に名簿があり調査していた時期は長年の経験を備忘録の形で残してきたが磁気媒体のみでの検索は経験が生かされない。	紙の台帳を直接目で見て縦覧し磁気媒体ファイルと突合するしかないと思われるが、苗にういた記録が特定の人の記録と特定できないケースがかなり出てくるのではないでしょうか。特定するための基準を大幅に緩和する必要がある。	コンピュータの無い時代に紙の台帳に手書き、名寄せもできない。一人が何冊も年金手帳を持っていても確認する方法が無かった当時の記録方法から、起こるべくして起こった問題だと思います。 48年採用ですがその当時から複数の手帳を持っていて紛失した場合など、本人から申し出がなければもちろんのこと、申し出があったあった場合でも事業所名があやふやだったり、本人の勤務地と別な場所で適用を受けていた場合など記録が判明しないことがあることは認識していました。	記録を調査しやすいように手書きの事業所検索簿の作成や備忘録の整備を図ってきた。 ここ二年は土日もかなりの部分を出勤し対応 決して二重に付番されないような番号制度にすればかなりの問題が起こらなかったと思われる。オンラインシステム導入以後、団塊の世代が年金受給開始年齢に達するまえに名寄せをはじめとした記録確認の調査を開始すべきだった。
1654	地方庁	社会保険事務所長	なし		年金給付関係の部署に配属をしなかったため、こんなに多くの不明記録の存在は知らなかった。今回の問題で知った。	記録の数が膨大であり、各県での台帳の保管状況や業務センターでの記録管理の状況を熟知している職員等がどの程度いたか、また、各データの状況を正確に把握しての対応策を当初より執っていたか。社会保険事務所においてこの作業を行うに当たって、社会保険庁からの指示及び事務局からの指示が的を得ていたかどうか不明である。 同様のデータを数回台帳と確認したことがあり、作業手順の検討が不十分であったと思う。 また、お客様を相当時間お待たせしたことも反省点であり、早急な解決とお客様への十分な聞き取りと説明にジレンマを覚えた。
1655	地方庁	その他(社会保険事務所)		紙台帳がすべて整理確認が済んでからは、本人に確認する以外に方法は無い。	平成8年ごろ基礎番号導入前に、厚生年金記録の照業務を担当していたが、昭和20年頃から30年頃の記録は台帳と確認すると、年金番号、月額報酬、資格記録ともに間違いが多かった。 当時、事務所の担当課長に、全確認しないのか質問したことがあるが、事務所レベルでは無理だし、照会ができたものを調査することしかできないと言われた覚えがある。それでいいのかとも思ったが、年金額にはほとんど影響が無いと言われて納得していた。 国年記録については納付記録に漏れがあることは、平成19年まで知らず、電算化されたデータを信用していた。	古い記録ほどWM上のデータが信用できないうえ、本人確認以外に方法がないと思うので、窓口接客時には多少時間がかかっても、本人からの情報量ができるだけ多くなるよう注意した。 組織としての対応が遅すぎたと思う。昭和20年頃の厚年手番の記号誤り(前4ケタ)などあたりまえだった。
1656	地方庁	社会保険事務所課長級以上	私は、存じておりません。	機械を有効活用すると同時に、人による地道な作業が必要と思います。	年金手番が基礎年金番号に統合されていないと認識していました。 平成15年頃です。	基礎年金番号統合に向けて、努力していたが、戸別訪問等までは実施していなかった。
1657	地方庁	社会保険事務所課長級以上		個々の相談において、漏れている記録がないか本人聞き取りを十分に行い、期間照会申出書を取得し、確認調査を行うなど、地道に電話および来訪等の機会をとらえ行なうしかないと考えます。	名前のよみかたの違い、生年月日の登録違い等で、本人に責任がなく記録がないものは、見つけないと本人の不利益になるため、大きな問題であると認識しています。 ニュース等で報道されたとき。記録の確認等でなかなか記録が見つからず、よみがなの登録誤り、生年月日を偽って入社された例等があったため、数件程度は存在するかもしれないと思っていましたが、件数の多さにびっくりしました。	個々の相談において、漏れている記録がないか聞き取りを十分に行なうようにしました。 早い時期にこの問題の発見ができれば、よかったと思います。何年もたつと本人の記憶もあいまいになり、本人確認がスムーズにできない場合が多いため。
1658	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	社会保険事務所では、莫大な数の年金記録照会を抱えていますので、年金業務に精通した、ノウハウのある職員を多く確保し、調査のスピードを上げていく必があると思います。	基礎年金番号に統合されていない記録が多数存在していたことは認識していましたが、年金請求時に氏名検索を行うことで、統合できない記録は発生しないと考えていましたので、新聞等による報道で、初めてそうではない事実を知りました。	基礎年金番号への統合は、年金請求時に行えば良いという考え方は誤りであり、平成9年の基礎年金番号導入時に、統合を完了する事が必要であったと考えます。 現状においては、年金特別便の処理及びお客様の対応を行う際には、多方面にて調査を行い、適切に統合するよう対応しています。
1659	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に無し	早急に解決できそうな記録を役先的にこなしてゆき、難題を抱える記録については、時間をかけて調査していけばよく、特に期限を設ける必要はないと思う。	あまりにも無責任だし、過去のいい加減さを思い知った。マスコミに取り上げられたときに知った。	自分の仕事よりも年金問題を最役先で携わった。オンライン化したときに過去のデータも同時に調査し、そのつど登録していく必要があった。
1660	地方庁	その他(社会保険事務局)			過去の台帳等を見ると、不鮮明な記録が多く見受けられ、すべての記録を誰のものか特定していくのは難しいと考えていた。なぜ、一人の人がいくつもの年金番号を保有しているのか疑問に思った。 そのような問題が起こっていると知ったのは、5000万件の手番が基番に統合されていないことが	問題が発覚した時点では、すでに自分個人で対応できるような問題ではないと思った。 一人一年金番号にしなかったことが、問題の根本であり、基礎年金番号が導入された今、このようなことが二度と起こらないようにしなければならないと感じた。
1661	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	現在行っている方策を、地道に行っていくのがベターだと思います。	このような大きい問題であると認識したのは、平成19年以降です。	業務処理の方法(手順)が、頻繁に変更されたのが、原因ではないかと思います。
1662	地方庁	その他(社会保険事務局)			平成11年頃期間調査業務をしていたとき、社会保険庁の記録は、不確かなものがたくさんあると感じていた。(記録の補正業務が大変にあったため。)	補正業務が、大並にある時点で、記録が不確かなことを皆が同じ気持ちで認識していれば、10年前から記録の整備が進み、今頃は、終了していたかもと思われる。
1663	地方庁	社会保険事務所課長級以上	生年月日のまるめ、単漢字変換をしたために難読になった氏名など公表したかもしれませんが世間一般に知られているとは思えません。記録が簡単に発見できなかった理由が「渡邊」のふり仮名が「わたりへん」だったではお客様に説明が出来ません。	そもそもこの問題は社会保険庁がオンライン化する前の記録が大半でありオンライン化した後採用された人間にはどうしてこのような事態になったのか理解の範畴を越えた部分がある。当時勤務していた人間には責任をとる義務があると思うので強制的に事務所等に出頭させ当時の記録の管理の仕方や記録を探す時のコツなど教示させてみてはどうだろうか。		
1664	地方庁	その他(社会保険事務局)				
1665	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	漏れや誤りがあると申し出のあった方に対しては、徹底的に調査し、懇切丁寧な対応をしていく。	国民のみなさまの大切な年金記録に誤りがあることは非常に大変なことであり、早く解決しなければいけない問題であると認識している。	国民のみなさまにご理解いただくよう懇切丁寧な対応を心がけている。
1666	地方庁	その他(社会保険事務局)	基礎年金番号ファイルは、国年ファイルと厚生年金保険ファイル等から成り立っており、それぞれ被保険者現存でないとデータ更新は行われない。ご本人から見れば、せっかく届出しても現存でないファイルの氏名や住所が変わらないのは疑問と思われるようです(被保険者記録が、外部へ積極的に公開していない時代は、「職員にとってわかり易い(現存時代の記録がそのまま残る)もの」でよかったが、定期便などでほぼすべてオープンとなり「ご本人が判るもの」でないと説明がややこしくて手間である)。 これは厚年記録12箇月未満の方が国年60歳喪失などで、65歳の老基受発まで裁定請求しない場合の住所の把握についても言えます。自治体からは、被保険者記録しか提供を受けていない(せっかく提供してくれる自治体もあるが、それを利用しての更新は出来ない)ので、ターンアラウンドの裁定請求書は郵送が未着となるケースです。。 自治体からの情報提供については他にも問題があります。多くの市町村は、国保のシステムと連動して国年のシステムを運用している。ご本人がご就職されて国保組合へ加入された場合、厚年へ加入しないケースもあるのに自治体は国保、国年喪失と判断してしまう。自治体の窓口対応次第だと言えるが、自治体職員からは「無理です、確認にも限界がある」と悲鳴が上がっています。もっとも喪失原因を「2号加入」とされた場合には6箇月後に賢告配信がされます。しかし、それでは前納割引は無駄になる。 更に、厚年喪失時に出国した方へ国年勧奨状を初回から送らないようにする術がない。 また、法務省が定めた人名漢字が、同じ国家機関であるシステムのSOLSで使用できない。この些細な社会保険庁の都合は、地方の窓口においてはかなりの苦情となる。「私の氏名の漢字がない」「名前が消された」「消えた年金だ」これだけで何時間も苦情となる。大げさではなく。外国人の強制適用の運用が厳格化されてきているのに、正式な氏名が登録できない。アルファベット氏名登録を解禁してもよいのではないでしょうか。氏名が異なるというのは、ご本人様から見ればかなり不快なもののようです。外国人には結局、読める範囲でフリガナをつけます。これは結局宙に浮いた記録になります。本来の名前ではないので、後日異なるフリガナで取得届が提出されても経重複となりません。 未だに、法人登記をして新規適用届を提出しない事業所がある。「働いていたから、保険料も納めていた」というお話は昔から止みません。 「採用する従業員は全て新規付番である」と豪語する事業所の存在。指摘しても「過去に働いたことはない」「国年に加入したこともない」と言い張る社会的権威のある事業主。結果大並の経重	コンピュータシステム整備。お金で解決できるものはお金で解決する。 まずは社会保険庁内のシステムの連動、運用の改善。 次に本省との連携、連動。雇用保険被保険者番号との統合、または運用連動。社会保険番号計画の推進。 雇用保険と厚生年金保険の適用基準の統一化、厚生年金保険の適用範囲の拡大(週20時間、または労災保険のように労働者全てとする、格差社会の是正)。 そして政府全体の連携。「外国人登録」「国保のシステム」をよく理解して事業計画をたて運用する。「人名漢字、外国人登録どおりに登録」これが出来ないと本当に困ります。 法整備、規則整備。 法務局での登記、税務署での給与支払事務所設立届、監督署への労働関係成立届、社会保険事務所への新規適用届。システム連動が困難なことはわかります。ならば、法人設立時にはこのように役所めぐりをするようにする。	[redacted]	その都度、粘り強く事業主へ指導、被保険者へ説明をしました。 機会あるごとに上級庁へ意見書の提出もしました。 社会保険は社会保障の中核を担うという自覚の希薄。社会保険を行っているという意識ではなく、「保険屋さん」になっていた(る)。 保険制度運用において最低限の被保険者情報のみを得る、また他制度との関係を重視せず独自運用を行ってきた(いる)。 年金機構の「お客様目線」も、民間保険屋さんの真似事では、より高い視線を目指すどころか、更に落ちぶれることとなりはしないかと心配します。 目下の参考とすべきは、似ている(?)保険屋さんとした意図もわかりますが、本来参考とすべきは不特定多数を相手とするサービス業です。
1667	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じません。	マンワパーを傾注する。	知ったのは、報道等がなされるようになってからです。	特別便等の業務について応援した。 反省点して、大局的に皆年金制度の記録管理というものに対しての寡少な予算配分があると思います。
1668	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	解決に向けて日々全力で取り組んでおりますが、国家プロジェクトとまでいわれる大切な事業であり、1組織だけの問題では済まされなくなっています。他の官庁にも積極的に社会保険では分からない情報の共有化や解決への協力を行ってもらえる体制になればと思います。先日もありましたが、地方自治体が協力したいただける事については、まだまだこれからですが、解決への大きな手助けとなるのではとありがたく感じています。 また、今まで社会保険業務に携わった者は、現職、退職者問わず責任をとるべきですし、記録問題への経験を活かした協力が求められるべきではないかと思います。 記録問題への対応として、時間も限られるし、何よりも人手間をかけるしかありませんが、経験のない人を増やしただけは間違いも起こりかねません。急がば回れという言葉もありますが、専門的な知識をもつ職員を育てていく環境作りも解決への近道ではないかと思います。	平成12年から勤務していますが、当初は、記録問題という形ではでていませんでした。ただ、来所や電話の対応の際に、ウィンドウマシンのデータに疑問(処理誤りと思われる部分や、記録が抜けている点など)を感じる事はありました。しかし相手が証拠となるものを持っていなければどうしようもできなかった状態です。旧台帳の経過などを知ったときには、なぜ今まで放置され、早く取り組んでおかなかったのかと思います。	証拠がある誤りを発見できれば、ただちに訂正するようにしていた。 反省点としては、申請主義に加え、複雑な制度、その場、その時点に、所属している者の責任感の欠如などもあると思います。どれも一つだけの問題ではなく、長年の積み重ねの結果、こうなってしまったのだと思います。今大変ですが、手間を惜しまずここで解決をし、安心した制度を作り上げる地盤を築く事が大事と考えます。
1669	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知りません。	1日も早く全員に記録等の確認をしていただければ良いのではないでしょうか	特に問題視していなかったと思います。 新聞、テレビ等で報道されたことで知りました。	通り一遍な氏名索引、事業所確認等しか、していなかったと思います。 正しい年金の受給等のために、もっと積極的に色々な記録の確認等をしていれば良かったと思います。
1670	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	社会保険事務所で、通常業務と併行して記録問題に対応するのは、効率が悪い。年金記録問題を一括して処理するセンター等をたちあげて集中して取り組むのがよいと思う。		

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1671	地方庁	その他(社会保険事務所)			番号をたくさんもっていても、記録がもれていても年金の裁定請求時に本人に確認し、整理し本人に了承してもらい、裁定請求するので問題ないと認識していた。特別便を送付し始め、受給者でももれがあることを認識した。	もれや間違いがあるとの申出者には真摯に調査し回答している。もれや間違いがないとの申出者にもあらゆる可能性を調査し回答している。一日でもはやく、解決できるよう個人的にはかなり残業し努力している。本人の記録と思われてもすでに本人が死亡してしまったり、障害等で不明のケースがあることはもっと早い時期に対応すべきだったと反省している。
1672	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。 ただし、今後の起こりうる可能性として 基礎年金番号制度が開始して以来、疑重複番号で整理できていないものが相当数あるのではないでしょうか。その整理も現在の問題と併せて進める必要があると思います。 また、外国人の帰国後の脱退手当金未請求の請求指導等についても、どの程度できているのでしょうか。 外国人の厚生年金および国民年金の適用の方法には、まだまだ改善余地があるのではないでしょうか。適用の方法(基礎年金番号付番時に外国人登録証明書の番号等を登録するなど)を改善しなければ、将来給付に結びつかず、国際問題に発展する等のことはないでしょうか。	最近発表された厚生労働省(大臣)の方針でよいと思います。 将来のことですが、定期便等で年金記録を送付していますが、例えば厚生年金記録の加入、喪失や報酬の変更時に個別に保険料を記載して通知できないでしょうか。このこともひとつの解決策だと思います。	平成7年に入庁して以来、年金記録問題とは認識していませんでしたが、 国民年金であれば、昭和61年以前の納付記録を確認するのにマイクロカセットを見るとか厚生年金記録であれば、カセット記録がおりていないなどのことがあることは知っていましたが、これだけの大きな問題とは恥ずかしながら認識していませんでした。	この問題に疑問を感じていましたが、個別対応に終わってしまった。先輩や上司からも、それで良いと教えてもらい、この問題の解決はこの方法以外無いと聞いていました。 確かに最終的には個別対応しかないのでしょうが、その前に問題の全体像についての想像力が足りなかったと思います。 また、過去の問題という甘えがあったと思います。
1673	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	一般的に言われているとおり、台帳と年金記録を1つ1つ照合させていく等の地道な作業をしていくしかないのではないか。	社会保険事務所に採用された頃に基礎年金番号が導入され、基礎年金番号へ変更する作業や登録する作業をした記憶がある。その当時は、上司や先輩から最終的には年金裁定時に基礎年金番号へ登録されると教えられていたため、年金記録問題について重大なことであるとの認	年金記録問題が重大なことであるとの認識が不足していたため、積極的に年金記録問題を解決しようという努力が欠けていた。現時点では、基礎年金番号が導入された時点で、速やかに年金記録を整理していれば、このような重大問題に発展しなかったと思われる。
1674	地方庁	社会保険事務所課長級以上	遺族年金の請求時において、亡くなった者の厚生年金記録であろう記録の存在が確認できても、記録の統合をすることにより、逆に年金の受給権自体がなくなるなどの場合や、多額の返納金が発生し将来にわたり返納できないような事案のときは、遺族の方に丁寧な説明を行い。遺族の方に判断してもらい、記録統合をしないようにしていた。	住民基本台帳及び戸籍との突合せで、現在生存者の分を確定させる。 基礎年金番号を取得するときには、住基番号が必ず必要とし、重複付番等の問題や、記録統合の誤りなどを防止する。 記録を統合すべきものを、きちんと把握することができる。 年金記録の補正処理において、現行の法律に当てはめて処理を行うには限界がある。少なくとも、社会保険庁オンラインシステムにおいた処理以外の台帳処理や原票処理(手作業処理)のものを補正する場合は、特例処置を設けて、訂正後の保険料還付や返納金などは、まったく関係ないような処理にしないと手続きによって減額などなる人の記録統合が進まなく、永遠に続いてしまう。	現行の問題のように、社会保険庁で管理している記録が基本的に誤っているとの大きな問題になるとは思ってもいなかった。 昔のように偽名や生年月日を偽って厚生年金に加入していた者がいることはわかっていたが、すべて、社会保険庁の責任にされるとは思ってもいなかった。 還及訂正事案についても、基本的に滞納事業所の社長等が保険料を納付できずに手続きしたものと思っていたが、そればかりではないようなことを、マスコミの報道などで知ったが、ごく一部と考えている。また、結果もそうである。	個人ではきちんとした対応と、できる限りの丁寧な説明で住民一人ひとりに説明していくしかないと思うが、ここまでくると、年金制度の抜本的な改正が必要と思う。もしくは、現行制度を未来につなげるためには、未納者や制度に対しての反発者を「国民にとっての悪者」にしなければならないと思う。年金制度を守っていく者が悪者になっては、とても制度に対しての信頼も得られないと思う。
1675	地方庁	その他(社会保険事務局)		人員を増やすことが第一かと考えます。 最終的には人間の目で確認していく作業のため、記録照会に関する専門的な知識をもった人材を配置、年金機構になりますが、定期的に人材を増やし、新規の人材育成もが必要かと思います。 (計画では削減する方向にはなっていますが。) 人を増やすには予算の問題もあるかと思いますが、1年でも早く終わらせるためには、必要な経費だということを国民にアピールしていく必要があるかと思います。	事務所に配属されて、すぐに知ることとなりました。 (年金給付課に配属されたため) 「回答は出したが、返事が来ない！」 「年金記録が見つかり、その分の振込みがされるといって1年以上も経っている！」 と言ったおしかりの電話を毎日のように受けておりました。 記録の統合はもちろん、その後の再裁定の処理も遅れているんだと。 それも一つの事務所で電話が鳴りっぱなしなので、全国の事務所だと考えると相当な数になっているのだと感じました。	当然あってはならないことではあるが、今は現在の状況を伝え、率直に謝罪し、ご理解していただくよう対応しておりました。 1人の方が年金番号が何個もあったり、別名での記録があったりと 当時の個人情報に対する意識の欠如、過去の記録管理がずさんだった気がします。 今の記録の間違えを直すのは当然のことではあるが、今後においては年金定期便などで国民の皆様へご自身の記録を定期的にチェックして頂くようにお願いし、間違えがあれば、速やかに訂正していく。 時間はかかるかと思いますが、そういった地道な事で解決の方向に向かうのかと感じます。
1676	地方庁	社会保険事務所課長級以上		1、年金記録調査要員の大幅増。 2、各事務所の期間調査経験者及び50歳以上職員の選抜。 3、旧名簿の記録でパソコンに照射できない記録の把握。	1、基礎年金番号設定時における別手番の登録もれ及び複数の手番 所持者にかかる記録確認もれ。 2、平成7年頃。	1、期間調査届の提出で一定の整理、又、年金請求時で一定整理できる。 2、年金受給者の少ない時点で、何らかの対応が必要であった。
1677	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	ひとつひとつ地道に記録を調査し、確定させていくことでしか、国民の皆様に納得いただけないと思います。	あまりにも膨大な並すぎて、解決のメドが見えないほどの重大な危機であると認識した。 国会および新聞で報道されて、年金記録問題について知った。	事務所レベルでできることとして、窓口、電話等のお客様からのご相談に対して、誠意を持って対応し、ひとつひとつ確実に記録を確定していき、この人なら信頼できる、と思ってもらえるようコツコツ取り組むしかないと考え、相談対応してきました。 預金通帳のように、自分が納付した記録についていつでも自分自身で年金記録を確認できる仕組みにしてこなかった点が、問題であると思います。 以前は、標準報酬の変遷のハードコピーすら渡していなかったほどの不親切さでした。たとえば、銀行が、自分の預けたお金の入出金の履歴を教えてくれず、残高しか教えてくれないとなったら、さてどうなんでしょうか。 やはり、相手の立場になって考えることができていなかったということが問題の根本にあるのだと思います。
1678	地方庁	その他(社会保険事務所)		一番いい方策なのは、担当の人員を増やし、さまざまな人の目で見ることで年金記録を調査していくことなのですが、昨今の情勢においてはそのようなわけにはいきませんので、使用できうる人員をできる限り使って記録調査を進めていくほかにはないかと思われます。	この問題を知ったのは、保険料未納問題が発生した5年ほど前のことになります。 そのあと、2年半ほど年金給付の業務を行ったことで、年金記録問題を間近で知る問題となりました。 そのため、この問題を私は、 「人の一生を左右しかねない問題」	相談を受けたさい、本人の納得いただける回答が得られるよう勤め、本人の年金情報に誤りがなくなるように対応していったつもりです。 年金の情報と、本人の記憶の合致が非常に難しく、いかにすりあわせて、記録が整備していくかが、今後の課題のなるかと思います。
1679	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	現時点では今おこなっている以上の方策は思いつかない。ただ、いずれにしても今以上にOB職員等の知識のある人達の力は必要になると思う。	年金は老後の生活資金として頼りにしている人が多いため、深刻な問題だと考えていた。 マスコミに取り上げられ始めた頃知った。	できる限り申出の記録を探そうと考えていた。 記録が判明してから実際の年金支給までの期間が長くかかりすぎたことが、反省点だと思う。
1680	地方庁	その他(社会保険事務所)	・被保険者名簿の被保険者氏名、生年月日、取得・喪失年月日、脱退手当金の支給有無といった記載内容の解読。字が汚すぎるケースが多い。 ・被保険者名簿が戦争中とか天災で紛失していること。 ・脱退手当金記録が支給されたにもかかわらず、加入月数不一致で記録自体が生きる場合。 ・学徒動員にもかかわらず、本人の申し出により、厚年記録とみなし実際、その分を年金として受けていること。	被保険者名簿の解読については、我々現役世代で行うのには、無理な話。OBを無理やりでも、ひっぱり出し、解読させること。	厚年記録の整備に携わっていた調査課。今から4年前の話です。あまりの無茶苦茶な名簿・台帳の管理で愕然としました。	被保険者自身に年金加入制度を執着させること。現段階のねんきん定期便はわかりにくく、説明する側の我々も迷惑している。定期便を見直しし、誰でも確認できるような内容のものを開発させることが第一。余分な部分、報酬額とか年金試算額の表示は不要と思われる。以前のように、区切りの年齢で送付すべきだと思う。試算額は、60・65歳時に送付する年金請求書だけでよいと思う。内容を難しくさせるだけで、ますます、我々の立場が国民から見て悪い印象を持たれるような気がして、改善を望みます。
1681	地方庁	その他(社会保険事務局)			平成18年頃、厚生年金記録の補正担当者となったときに、紙台帳の記録とWM上記録が違うものがあることを知った。 正しい記録で管理されているのが当然だと思っていたので、かなり衝撃を受けたが、記録の量も莫大なものなので、とりあえず自分の担当でできることをやっていこうと思った。	すべて記録を一人ひとり確認していくのは限界があるので、調査をしている過程で見つけた部分については随時修正していくようにした。 WM上の記録の誤りについては、職員の意識の低さが一番の問題だったかもしれないが、厚生年金の記録については、今まで被保険者が自分の記録を確認する機会がなかったことも大きな要因のひとつだと思われる。
1682	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくになし	回答がない方への細やかなフォロー体制。(電話、戸別訪問など)	年金記録問題は、すべての方にありうることであるため、基礎年金番号に統合されていない記録があることは聞いていたが、量がとても多いであろうし、個人単位でなんとか出来るものではないと思っていた。存在を知ったというと明確にはわからない。	自分が対応させていただいたお客様については、できるだけお話をお伺いし、分かった記録については統合手続きをお取り頂いた。 反省点としては、 自分で定期的に確認できる仕組みがなく、長い間もれに気付かったこと。 年金の知識がなく、勘違いから未納になっていることもあること。 権利であるため申し出る(申請)することが必要なのはわかりますが、知らなければ機会も失われてしまうので、知らせる・知ってもらうことに対しての努力といいますか、工夫も必要だと思います。
1683	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		①年金記録を一本の番号で管理しなかった制度そのものが、「宙に浮いた年金」を生んでしまう可能性をそもそもはらんでいたのではないか ②ひとつひとつの記録を何十年も先まで管理し続けなければならないという、他の業種ではあまり見られない特異な業務に対する、先を見越した管理体制が不十分だったのではないか ③台帳への記載やオンラインへの移行の際など、職員の行う膨大な業務量に対し、誤りを防ぐための体制を整えていなかったのではないか 年金給付課に所属し、裁定請求書の処理を行っていた時期に、以上のような問題を認識した。	当時としては、遅くとも裁定請求時にその被保険者の全記録を確認する機会があるということで、全国的に現在のように記録整備そのものの業務を行うような体制は全国的にとられておらず、個人としてもその方針にそって業務を行っていた。 記録問題に限ったことではないが、被保険者個人個人の生活にかかわる大事な記録であるという認識を強く持って、業務を行わなければならないと思う。
1684	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	年金記録問題って、どういうことをさしているのでしょう。年金記録がもれて受給している方がいることなのか、基礎番に登録されていない手書記録が何万件もあるということなのか、標準報酬を改ざん(と言うのが適切かは別として)したことか・・・少なくとも記録漏れで受給されている方がいるのは、以前から知っていました。そのために期間追加で再裁定処理が行われているわけですから。	自分自身が、裁定事務を行なう時は、本人の申立履歴をきちんと確認していました。実際、それで判明した方もいらっしゃいます。窓口対応をするときは必ず本人に自分の年金記録を確認してもらっていました。 社会保険庁だけが悪く言われるけれど、個人個人の意識の低さもあったと思いますが。ただ、こちらも、毎年とは言わないけど年金記録とかを本人に送って関心をもってもらうとかはしていたほうが良かったのかもしれません。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1685	地方庁	その他(社会保険事務局)		台帳突合や申出による調査を引き続き行う。	台帳とオンライン記録が一致していない記録が存在することは採用時から知っていました。	判明した記録についてはその都度訂正していましたが、全体を見直すという考えには至りませんでした。
1686	地方庁	その他(社会保険事務所)	被保険者の婚姻に関する情報を、社会保険庁が持っていないことによる問題がある考えます。 ①複数回の婚姻・離婚を繰り返している被保険者の老齢年金等の受給権の有無について、本人からの申し出や、婚姻期間の確認できる書類の提出がない限り、正確なカラ期間の確認ができない。 ②国民年金の免除申請書の配偶者欄を空欄にして郵送にて提出した者が、実は申請者に配偶者がおり、配偶者と別居している場合、かつ本籍地が遠方である場合、社会保険事務所としては婚姻関係が確認できない。 よって単身者として審査を行い、結果的に免除を誤決定することとなる。	被保険者全員の過去の婚姻に関する情報をウィンウドウマシンに収録する。	[redacted] 老齢年金や遺族年金の裁定請求された方が、基礎年金番号以外にかなりの高い確率で、宙に浮いた手帳番号が存在する、またその都度その番号が本人の物かどうか確認しなければならないこと、また、諸般の理由により、既に忘れてしまい分からない、調べる手立てもないということに対して、大きな疑問を感じていました。	このような宙に浮いた手帳番号について、社会保険庁として、名寄せをしてひとりひとりに確認を取るということをすべきではないかということを、直属の係長に相談しましたが、「そんなことは技術的にも予算的にも不可能である」といったことを言われ、やり場のない怒りを覚えました。 反省点としては、原因は現場の声が届かない3層構造にあったと考えます。
1687	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	窓口装置で、記録統合や特別便受付をどこの事務所で行ったかわからない。	連絡の取れる方は電話や郵便で対応可能と考えますが、連絡の取れない方は、自宅に赴き対応していくしかないと思います。	記録管理がきちんとできていて、お客様に正しい年金額を受け取っていただくことになるのに、根本的な記録管理ができていないことにショックだった。本当に大きな問題です。 この度の社会問題になり、初めて知りました。	一人でも多くのお客様の記録を確認していただくために、窓口や電話相談にて努力し続けています。 お一人の方にいくつもの年金番号(年金手帳)が払い出されていることが年金記録問題の反省
1688	地方庁	その他(社会保険事務所)	記憶にありません。	わかりません。	・国民の皆様に大変なご迷惑をかけてしまい申し訳なく思っています。 ・社会的に問題化した頃	・国民の皆様の立場に立って懇切丁寧に対応しようとしました。 ・公務員としての意識の低さ
1689	地方庁	社会保険事務所課長級以上	新たな問題は認識していません。	新たな問題が無いため記入できません	過去のずさんな処理も大変大きな原因であるが、報道されるまで、まさか、庁に未収録・入力誤りがあれほどあるとは現場は知りませんでした。	お客様の対応をするときは、あらゆる可能性を探りながら新たな記録が無いかできるだけ時間をかけてお聞きし探すようにしている。 国民年金の場合、さん孔タイプライターの入力ミスによる事故リスト処理はほぼ完全にしているが、特に氏名索引時にはいろんな読み方で照会するようにしている。 今から思えば、国民年金旧台庁のマイクロ化後に阪神淡路大震災で保管庫が半壊になった時に廃棄処分をしなければよかったと思います。 国民年金事務が国へ移管されたときに市町名簿の保管をもっとお願いするべきだったと思います。
1690	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。 過去からの問題は、ほとんど報道機関等で知らされた内容が多かった。	JALのOB年金改定が、議員立法でもし実現されれば、当組織にも適用すれば。	年金記録に氏名等が未収録であったのは採用(昭和63年4月)から知っていた。当時未収録については、「裁定時に1件対応で処理すれば良し」と指示があった。 しかし、数年前に当時未納者[redacted]をあえて年金キャンペーンモデルに起用した以降、数々の問題が取り上げられると認識していた。 また、タイミングよく報道が操作されていたと思う。	実際にあった事は事実とし報道等へ情報公開の対応が遅かった。後手後手になり現場では、士気が著しく低下した。 私自身、年金問題初期の頃は対応がまったく出来なかった。いや出来る材料(情報)がまったく無かった。 また、過去からの意識を引きずり進化出来ない職員が現在もいて業務に支障がある。年内までに何とか終了させる方向しかなく、密な調査・確認が当事務所も含め後回しになっている。 あと、現在は多種多様な人材を確保しても処理能力は上がらない。 なお、来年に年金記録を全件照合した結果生じる問題の対応を更に検討したほうが良いでしょう。
1691	地方庁	その他(社会保険事務所)	申し訳ありませんが、存じておりません。	お一人お一人にきめ細かく対応していくしかないと思います。最後は一軒一軒訪問させていただいてでも。	私が健保・厚年適用課に所属しておりました平成13年当時(入庁2年目)、資格取得届には「必ず年金手帳を添付させること」となっており、事案所の皆様にもお願いしておりました。添付された年金手帳を確認する際、基礎年金番号に未統合の年金番号があれば、基礎年金番号に統合する作業を実施していました(先生のご指導の下)。正直に言って、当時は「記録が消えている」というような例があるとは全く思っておらず、未統合の年金番号についても、「ひとつひとつ順次統合していけばよい」という程度の認識しか持っておりませんでした。「問題として認識できていなかったこと」が問題であったと、今は思っており、制度についての理解が足りなかったことを反省しています。年金記録問題を「問題として」きちんと認識したのは、ここ数年の国会論議及びマスコミ報道以降です。	長年に渡る年金制度の歴史、度重なる制度改定の歴史(またその裏の背景)について勉強し、ねんきん特別便での窓口対応、出張対応に努力しました。 年金制度の設計に長期的な視野が欠けていること、「申請主義」等が反省点として挙げられると考えます。
1692	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	・優先順位をつけた作業が効率的に良いと思います。 ・(8)の質問にありました回答にある原因を講評していただく等や、オンライン化の作業を逆に辿る作業が可能であればと思います。	・制度別に払出された年金番号を、基礎年金番号開始後、順次統合が進められて行くものと思っていました。 ・紙の台帳よりオンライン化に伴う作業開始の際に被保険者情報のご入力によるものと理解し、氏名検索に読み間違いの可能性が考えられるふりがなを実施することで解消できると思っていました。後に年金記録問題による作業をすすめる中で、オンライン化当時発行の社会保険業務センター通信に触れ、作業当時相当のエラーがあったことを知りました。 ・また、平成19年氏名の入力されていない年金番号の登録として当時の払い出し簿を見たところ、氏名の中には現在使用されていない漢字や、戦中戦後のアジア(中国や韓国)出身と思われる漢字があることを知り問題の深刻さを感じました。 ・ねんきん特別便送付後のご来所頂いたお客様の中には、以前の勤務先では、事情により偽名で勤務していた方や生年月日を偽って勤務していたと申し出られる方に何度もお会いしました。	・ねんきん特別便送付後の対応させていただいたお客様には、作業手順に基づき記録を確認させてもらい記録の統合を行いましたが、供せてなぜこの様なことになったのか、基礎年金番号制度のお話や氏名のふり仮名等の後入力の可能性等原因を説明いたしました。 ・紙の台帳よりオンライン化切替に起因する問題も多い様に思われます、単にデータとしての処理ではなく、紙の台帳当時より実在した人物なのかの信憑性も含め、国民の被保険者の大切な情報をお預かりしている自覚を持って引き続き業務へ携わりたいと思います。
1693	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題は記録の管理が確実にできておらず、本人の年金額に影響の出る重大な問題だと認識していました。 基礎年金番号に登録されていない年金手帳の記号番号があるということを意識したのは、年金給付課に配属となった平成18年4月以降で、事務所の窓口で年金請求書を受け付ける際に、基礎年金番号に登録になっていない記録があるかどうかお客様に確認していたことがきっかけでした。当時はまだ今のように重大な問題だというほどは意識しておらず、平成19年になって重大な問題だと認識するようになりました。	年金請求書受付時には氏名検索等をして、基礎年金番号に登録になっていない記録があるかどうかチェックしていました。このことは、年金記録問題として取り沙汰される前から行っていました。 年金記録問題についての反省点は平成9年の基礎年金番号導入時に現在の「ねんきん特別便」のように年金記録の確認を徹底しなかったことが挙げられます。年金記録の確認が遅れた分だけ問題が大きくなったと考えます。
1694	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	一件一件の対応を確実に実施する。特に受給者に対する記録整理を重点的に行い、現役者については、基礎年金番号に登録されていない記録についても消えた年金でないことをきちんと伝え、徐々に統合する。	年金記録照会等で発見できない記録があるような気はしていました。基礎年金番号への統合については、すべての統合は難しいことはわかっていたことなので、未統合の記録まで記録問題にしたことは問題があると思っていました。 今回の記録問題でこんなに多くの記録が残っていたことを知りました。	一人ひとりに対し、できるだけの対応を心がけてきました。 5000万件の記録について、わかっている方がいらっしゃったのであれば、もっと早くに何らかの対応ができたと思います。これだけの記録を、これだけの長きに渡り管理していれば、誤りも相当数あると思います。国民は、マスコミの情報を信じ、相当な混乱になりました。間違えはきちんと認め、マスコミの情報に踊らされることなく、きちんとした情報を伝えられなかったことが反省点
1695	地方庁	その他(社会保険事務所)			「問題」が存在するとの意識はありませんでした。 お客様がたくさん事務所にお出でになられた平成19年6月ころに、初めてそのような問題が存在すると認識しました。	一日も早く、国民の皆様に安心してもらいたい、そして、信頼を回復したいとの思いをもって、真摯に対応しました。 過去の事務処理うんぬんよりも、この問題に直接かかわっていたであろう役職クラスの職員が、特別便の業務を他人事のように捉え、通常業務しかしない方がおられることが非常に問題であるとの認識を持っています。
1696	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		名前が登録されていない厚生年金手番が存在し、放置されていることへの疑問は平成元年頃より持っていた。事務所職員の中でも、早期に改善しなければならない問題であるとの認識を持っていた。現場から強い要望として上げなかったことが、大変悔やまれ、国民の皆様の大切な年金記録を取り扱う責任と自覚が欠如していたと批判されても当然と言わざるをえない。 しかし、本庁幹部の方は年金記録の管理に問題があることは、相当以前から認識していたはずであり、何ら解決の策を講じてこなかったことは、大きな責任問題であると思います。	
1697	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に知りません。	事務所の通常業務と年金記録問題を平行して処理をするのは難しい。事務所では、どうしてもお客様優先で、記録問題は夜間、休日での処理となります。事務所から年金記録問題を切り離し、別な場所で適切な人員配置と経験者を集め1年ないし2年間かけて集中的に処理をした方が早いと思います。	ここまで大きな社会問題になるとは思ってもおりませんでした。 これまで私は、直接年金業務に携わったことがありませんが、裁定手続きの際、本人の職歴と記録を突合するので、ある程度は漏れを防げると思っておりました。しかしながら、記録問題を対応する中で、これほどまでにWMがいいかげんだったとは思ってもおりませんでした。また、更に紙台帳の不備や腐敗もあり、名前や生年月日の相違、事業所名の相違など、問題が多すぎ、この問題はそう簡単に解決できるものではないと認識しました。 年金記録問題が存在することを知ったのは、[redacted]「ねんきんあんしんダイヤル」で対応したころです。	組織の一員として指示に従い対応しました。 (反省点) 裁定の際、職歴と記録を突合するので、そのときに合わせば漏れは無いと思っていた考え方。 平成9年の基礎年金番号の創設の際、併せて処理をするべきで、対応が遅すぎた。 該保険者等へのお知らせが不足していた。 親方日の丸で、問題が起こっても何とかなると思って仕事をしており、危機感や問題意識に欠けていた。
1698	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	基礎年金導入後(平成9年に20歳を迎える者)においては、年金記録整備ができていると認識しています。それ以前については、地道に本人確認を行い記録統合を進める以外方策はないと考えます。 なお、今後は被保険者(受給者)自らがいつでも自分の記録を確認できる方法を考えるべきではないでしょうか。ただ、システム対応等に多大な経費がかかることが想定されますので、低コスト	基礎年金番号導入時から記録統合は進められていましたが、当時は積極的に当該統合を推し進めるというよりは協力をお願いするニュアンスだと記憶しています。年金記録問題としての認識は平成18年にこの問題が取り座さされてからです。	平成9年当時から個別に相談があれば記録統合を事務所で行っていました。ただ、(8)で記述したように、当時は積極的な対応を行っていませんでしたのでこれについては反省すべき点だと思います。
1699	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。		制度、事務処理体制、システムの不備、広報不足等さまざまな要因の複合により生じた問題。 意識するようになったのは国会で議論されるようになってから。	現場の職員としては、1件ごとに丁寧に対応していくほかない。 反省点は、国会やメディアへの対応に振り回され、体制を整えず、手順も考慮せず場当たり的に対応した結果、受給者の皆様に二重三重の照会をしたり、再裁定が遅延したりとご迷惑をおかけしたこと。(ただし、体制整備を待っていたら、いつまでも動けなかったかも知れない)
1700	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	定員増と年金記録管理システムの見直しを行い、本人特定、または記録訂正するための判断基準の緩和措置をとり未統合の年金記録を減少させる。	お客様の重要な財産に関わる非常に大きな問題として認識しています。 基礎年金番号制度発足時以降、未統合の年金記録の膨大さを知り、いずれ大きな問題に発展するのではないかと思いました。	資格取得等の手続き時において、お客様自身の年金記録と思われるものについては文書等により照会することで、より多くの年金記録統合に向けて努力しました。 反省点としては、当時、後におこる未統合の年金記録に対する認識の甘さにより、記録統合に向けた業務改善等が足りなかった。
1701	地方庁	その他(社会保険事務所)			被保険者、個々の年金権に関わる大きな問題であることから、最重要課題という位置づけの認識を持ち、対応している。	

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1702	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	地道に対象者と接触、記録と記憶を照合し確認していくしかないと思う。	紙をベースに記録を管理していた時期から電子媒体で記録を管理するようになった移行期に、その記録が人の将来の生活の糧になるという認識をもって慎重な移行作業を行うべきだったと思う。紙記録からオンライン記録の移行した記録の精度が不十分なのが最大の問題だと思う。また、そのような状況の中で国民年金の紙台帳は廃棄すべきではなかったと思う。 オンライン業務になった後に入庁したため、最初はオンライン記録の精度に疑念はなかったが、基礎年金番号が導入され、記録統合・整備等の業務を行う過程でマイクロ等に収録された当時の記録との不突合をたびたび確認し、オンライン記録が完全でないことを認識した。	年金請求時等、本人の記憶と年金記録を照合する際には、形式的な確認にとどまらず、慎重に記録に不備がないかを確認させた。年金手帳をなくすと年金記録を確認できないことがあるので、決して紛失することがないよう大切に保管するよう指示した。
1703	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	現在取り組んでいる本人記録の可能性の高い人で、連絡先がわからずに未解決となっている記録について、市区町村の協力で1件でも本人に連絡がとれ記録の解消につなげられるようにする。	宙に浮いた年金と表現される中身は、マスコミがたきつけている部分が多く 基礎年金番号導入後も、統合手続をされていなかったものも含まれている。 問題は、コンピューターにデーター化されていない古い年金記録の存在。 このことは、10年以上前から認識していた。	何も対応はできなかった。 もっと早く現在のように、年金記録のお知らせを送り、確認してもらうことを行っておれば早期解決が図れた。
1704	地方庁	その他(社会保険事務局)			[redacted]年金記録問題を初めて身近な問題であると実感しました。 お客様から年金記録について相談を受けるにつれ、必ず解決しなければならない重要な問題であることを日々痛感しています。	お客様の立場に立った対応を心がけ、早期解決できるよう努めています。 基礎年金番号導入時のお客様への連絡を、もっと入念に行う必要があったのではと思います。
1705	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1706	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	なし	未統合の年金番号があることは、働きだしてすぐに知りました。ただ、その当時は本人の確認ができないと統合できないので、裁定のときに統合するしかないと考えていました。 ただ、納付したはずのものが未納になっているケースがあるということは、記録問題が騒がれだしてから知りました。	裁定の時に統合ではなく、基礎年金番号ができた時点で統合処理を徹底するべきであったと思います。一度送っても返事がないのであれば、何度でも該当者と思われる方に統合の必要がある旨の通知を送るべきだったと思います。 また、納付されたものが未納になっているケースについては、社会保険、市町村共にチェック体制があまりにもお粗末だったためとおもわれます。チェック体制が甘かったので、横領したケースもあったかもしれないと思います。ただ、私が勤めるようになった6年前の時点では、しっかりと管理されていたと認識しています。
1707	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に存知あげません	現在のように集中的に告知し、地道に統合していくほか(被保険者情報が少なすぎるため)ないかと思われます。	私が採用された時期は「基礎年金番号制度」が施行されたころで、自分の認識としては、戦中より紙台帳で記載されていたものをオンライン化したため、個々に手帳番号として管理するのはやむを得ず、受給時に基礎年金番号へ統合という取扱いの指示もあり、そう理解しておりました。 ただ、手番として多数の統合されていない記録が全国で具体的にかなりの数をしめるという事実を把握したのは、テレビなどで報道された時期です。	問題が広く認識されたいわゆる「年金記録問題」の時期については、自分の業務より相談の来客を優先。記録の欠落による期間調査業務においては、人員数の関係でいわゆる年金特別便にて窓口で受け付けた新たなる調査もすべて含め対応した。そして通常業務と平行して行いながらも異動前にくらべ一年で大幅に未処理件数を減らし、前年と比較し回答の遅延によるお客様からの苦情等も少なくすることが出来た。具体的には、特別便の調査1000件以上を一年で処理。 問題点としては、厚生年金制度施行時点での名簿での被保険者の情報は、氏名、生年月日のみで、フリガナはおろか被保険者住所など細かい情報もなかったので、手番として浮くのは実質それよりほかなく、それ自体がそもそもの問題であったと思われます。
1708	地方庁	その他(社会保険事務局)		記録問題を解決するための専任の職員の配置。	制度の不備と認識。 [redacted]	制度の不備なので、対応は出来なかった。 オンラインシステム・基礎年金号導入時、導入前の準備、導入後の対応すべてが悪い。 制度に問題があるのだから、記録問題は想定できたはずなのに、そのため人と予算を措置しなかったこと。
1709	地方庁	その他(社会保険事務所)	1.配偶者加給年金に係るシステム上の問題で、配偶者状態を適切に登録してあっても共済年金受給者が関係すると過払いが生じるケース。 2.記録判明に伴う再裁定を行った結果減額となり不利益が生じるケース。(障害年金・短期要件の遺族年金・旧法の年金で記録が重複し、訂正の結果減額となるもの等)	1.システムの改善 2.受給者にとっての最善策は、減額となる場合返納を求めないよう法整備すること。	組織として個人情報をどこまで提供できるかの線引きが曖昧であったことや、年金という非常に長いスパンで記録を管理することの難しさだと認識しています。 紙台帳の頃からオンライン化を経て何十年もの間に様々な事があったと思います。その間に当たり前のことをしていたのでは、膨大な記録を管理し、適切に給付につなげることは相当困難なことだと考えます。だからといって記録問題起こって当然とはいえませんし、困難な事を行うのが我々職員に与えられた責任である以上、過剰なほどに丁寧な記録管理や適切な記録提供が必要だったと思っています。 そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたかとの設問ですが、記録問題が存在するという定義自体が些か適切ではないのでは？とも考えます。ご本人様が記録確認に来所されたとしても昔は会社名を告げることが出来ない等の制約が課せられていた以上ご本人と思しき記録が統合されないままとなっているのを見るのは、当時の感覚ではご本人様が適切に会社名・期間等を申し出られない場合にあって、記録が統合できないのはやむを得ない問題だったからです。こちら側から会社名等もっと詳細な情報を提供できてさえいればこの様な問題は起こらなかったと考えることから、個人情報提供のガイドラインをもっと適切に設定していればと、残念でなりません。	出来る限りお客様の記憶を喚起するような工夫をしていました。 お客様の応対をする際は出来るだけ詳細な情報をお聞きし、とにかく記録を念入りに探して、提供できる範囲で情報提供し、記録の統合へ導く努力を行っていました。
1710	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	わかりません。	過去の度重なる制度改正および管理方法、ずさんな体制が招いた問題だと認識しています。 存在は、年金給付に携わってからです。	対応については、庁や上司の命により、その都度、入念調査や、記録調丞、特別便窓口対応等、対応してきました。 問題の反省点は、上記に述べたとおりです。
1711	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現場(事務所、事務センター)に職員をもっと集中的に配置し、人海戦術で記録問題に取り組むべきだと思う。	採用当初(平成16年)より厚年と国年手番が統合になっていない年金手帳を目にすることはしばしばあった。しかし、オンラインに収録されている記録に誤りがあるものがあるとは思いもせず、いずれ時間の経過により統合され、解決していくものだろうと認識していた。	国民の皆様の年金記録を早く本来の記録にしていかなければならず、私は担当である庶務業務を通じてそれをサポートしてきた。現時点でみた場合に、まだ未解明な記録が多数残っていることからその取り組み方が反省点として挙げられると思う。
1712	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	なし	平成19年又ごろ。 報道で知った程度だったので、ここまで大きな問題とは思っていなかった。	今まで受給されている方々の年金記録が抜けているのであれば、真摯にできる限りの努力をしようと思い、対応しました。 この問題自体は、社会保険のオンライン化が民間に比べて10年ぐらいの遅れをとっていたこと、長年の台帳記録を委託にまかせきりで、入念な見直し(癖字などの読み誤りの対応など)を十分に行えていなかったのではないか、と推測される。 膨大な量ということに対して煩雑に扱ったと推測されることが過去に向けての反省点と考えます。 現に今、入念に台帳検索をすれば見つかるものも多数あります。 担当者によってどこまで検索をするかという温度差によっても記録の判明の度合いが変わってくるように思います。
1713	地方庁	その他(社会保険事務局)	国民年金免除記録が2号加入により消滅。1号復活しても承認済みの免除記録が復活しない。折に触れ、手作業により復活させているが、全部復活させるのは現在の人海戦術と同様の人的資源が必要だと思います。	1号喪失しても、喪失部分にかかる免除記録はオンライン上のこるシステムにすればよいと思います。	個々人の被保険者の方にとっては重大な問題だと思います。当然正しい記録が残っていると思っていたのに、記憶と違うということであれば、心配するのは当然だと思います。人の記憶というのはあいまいになっていくものだと思いますので、時間がたっても確認できるもの(社会保険の記録)に信頼性があればよいと思います。その信頼が失われたことが問題だったと思います。間違ってなくても「間違っていな」ことを信用されないことが問題だと思います。 問題が存在するのを知ったのは、平成18年ごろ(報道された時)	お客様を安心させるために、お話を伺うこと。何った上で、お調べする、説明する、こと。 制度の管理体制を考えたほうがよかったと思います。 記録管理の点からは年金管理に使用する番号は制度が変わっても1つの基礎年金番号制度がよかったと思います。
1714	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	現状、このまま努力するのがよいと思います。	2～3年ほど前、ニュースでとりあげられるようになってから知りました。 年金記録が宇帳番号として浮いているのは事実として、なぜそれだけの年金番号が存在することになったのかを考えれば、被保険者自身にも責任があるはず。あまりテレビで取り上げられないことが、フェアでないと感じていました。 全ての記録を統合するのは不可能として、どこまで統合の努力をするのか、どこから補償とするのか、という問題なのだろうな、という認識をしていました。	記録問題は、基本的に、個人が複数の番号を持っているために起こったこと。複数の番号をみつけ、統合するには、個人からの旧姓・過去の職歴をヒントに探すことになること。 個人からの問い合わせがあった際には、できるだけヒントをいただき、統合できるよう努力しました。 反省としてあげるとすれば、年金の手続きに関して、本人が能動的に動かないかぎり、自身の年金の状況について確認する機会があまりなかったという点。この点については、今回、年金定期便というかたちで、年に1回は自身の記録の状況や報酬について確認できるようになったことで、

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1715	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道以上のことはわかりません。	社会保険庁の一員としては、上司の指示のもと、組織的に協働して各事案について各々丁寧に対応していくこと。 社会保険庁・厚生労働省の組織としては、処理体制の整備を行い、より早く被保険者・受給者等に対し回答ならびに年金の給付を行うこと。ならびに、社会保険庁・国側の努力のみによっては解決しえず、国民の理解と協力が欠かせないことから、今まで煽られてきた年金不信や不安・誤解・誤認識について、国として正々堂々と反論し、無用は不安感を取り除くこと。	年金記録問題は、いわゆる年金記録の疎き見問題を端緒として、今まで先送りしてきた問題が顕在化したものと認識する。 第一に、その問題の根源として、そもそもこれまで社会保険制度を維持運営していく上で、十分な予算措置・人員配置がなされてきたのか、疑問。 第二に、単に「社会保険庁の怠慢」といわれているが、なぜ今になって、年金不安を過剰に煽って世論を盛り上げなければこれほど大掛かりな年金記録整備の体制を構築し実行できなかったのか、疑問。 第三に、今ではなく、例えばオンライン化時、新法改正時、基礎年金番号導入時になぜ記録整備を大掛かりに実行できなかったのか、疑問。 年金記録問題の存在は、報道により知りました。	年金記録問題について現場職員として、年金記録を正常化し正しい年金額を早くお客様のもとのお届けしたく、特別便の窓口・電話対応や記録整備を行ってきました。 商業的・政治的に都合がよいということと思うが国民的に年金不安・不信を煽った者達が存在し、その意図せざる結果としてやっと国民的・政治的に年金記録整備の必要性が認識され、国としてその対応に必要な体制を整えていただいているものと思う。これまでやれなかったことの総決算として国家的に国民的合意を得て総力を挙げているのであり、この問題にかかわる一員として全力でその解決に向けて邁進したい。 年金記録問題は、これまで政治的・予算的・制度的・体制的に無理があって、社会保険庁の諸先輩方が取り組めなかった課題なのだと思う。この問題の根源については、公正かつ客観的に分析し、国として国民に正しく伝えていただきたい。 誤解と不安の連鎖を断ち切るため、お客様に一つひとつ丁寧に説明し、組織の一員として与えられた職責を全うしていきたい。
1716	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	職員のスキルアップ	先の問いについては職員の知識不足。後の問いについてはわかりません。	先の問いについては自身のスキルアップ。後の問いについては職員の知識不足。被保険者、事業所への年金制度の理解不足。
1717	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にはございません。	いまだ、カセット解除されていない記録が多数あるように思いますので、すみやかに解除していただきたい。 郵便物が確実に届くよう例えば、住基ネットを活用するなどして早急に正しい住所登録をすべきでは。	5千万件の問題が浮上した時期に全国的な問題でありことを知り由々しき事態であると認識しました。厚生年金の適用業務に携わってていたとき記録の不備が少なからずあり、年金給付の際に大変だろうと思っていました。また、それとは別に紙台帳からオンラインへの切り替え作業時も確認作業が充分ではないと感じていました。過去記録の調査については、回答される方が少ないのではと思っていましたが、相手があることなので、年金請求時に先送りされるしかないのか	厚生年金の期間照会について、他庁分について、記録なしの回答があった場合でも、ご本人さんの依頼があった場合は2度3度照会したことがありましたが、その程度です。当然根本的な解決には至りませんでした。
1718	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません		1.任期つきで在職期間が短いため、詳しいことはわからないが、マスコミ等で騒がれている宙にういた記録の記録の多さに驚いている。 統合されていないことは、とくべつ便・定期便により相談に見える被保険者の死活問題と思っている。	1.とく便や定期便の内容(言葉)が難しく伝わりにくいため、電話などでわからないという声が多い。国民(被保険者)の目線にたった内容を送ってほしいと願っている。
1719	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	関心のある方や連絡の取れた方たちの記録の整理はほぼ終了したと思います。 これからは、連絡の取れない方、例えば、施設等に入所されている方や関心のない方にどのような対応をするかが課題だと思います。特に、施設等に入所して本人が痴呆症等で回答ができない場合はの取り扱い等について事実確認ができた場合は、調査不能とするなどの指針を出すべきではないかと思います。	基礎年金番号が設定される以前から、手番を一人で複数持っている方はいたし、申請があった場合は、その都度整理していました。年金請求時に整理すればよいとの考えはあったと思います。 現在のような氏名索引ができるようになってからは、極力調査は行っていました。	記録は、本人の責任で管理すべきという役所的な考えが、原因だと思いました。 現在、行政サービスとして適切に管理することが求められ、現在、その体制ができつつあると思います。
1720	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録問題に取り組む中で、手番判明したが、年金受給金額が減額となるため、お客様からの了承が得られず、統合処理が出来ない場合がある。 (平均標準報酬月額等の減額による年額の減・沖縄特例期間中の県外厚年期間の判明による、特例非該当によるものなど・・・)	年金額が減額される方の、統合されない手番は永久に残ってしまうため、未統合手番が0件になることは絶対に無く、年金記録問題が終わることはないかと思う。 手番を統合し、年金額が減額する場合でも、従前保障されるような制度を策定する必要があるのでは？		
1721	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号導入の際、私は健康保険・厚生年金適用の担当課に在籍していました。 問題点や質問等を多数上げているにも関わらず、具体的な回答無きまま強行的に進められてしまった感じがしました。 将来的に基礎年金番号に統合されず、宙にういた記録が多数出ることはすでにその時懸念されていた事です。	とにかく出来る統合のみ行い、最終的には裁定時に整理すれば良いという指示でしたのでそのように取り扱いました。 時間が経過した記録をすべて統合など不可能と感じていましたが、現場のそのような声は全く届きませんでした。 現時点でみた反省点としては、当時、現場の声が全く届かなかったことが1番の問題点で、情報の共有が上手に出来ていなかったと思います。また、想定される問題についてよく議論することなく見切発車してしまう体制については、今もあまり変化はないように感じます。
1722	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	まずはすべての人に回答を出すことが必要と思います。書類の滞留がさらなる不信感を抱かせてしまうのではないでしょうか？	浮いた年金番号がかなりの並あることは認識していたが、国民年金の特殊台帳などは知りませんでした。それらを認識したのは平成19年ごろでした。(事務局から各事務所へ応援に行ったことがあります。)	年金番号の統合や特別便の受付などは意識して行っていましたが、それ以外の年金記録問題については調査の受付のみに終始していたことが反省点です。
1723	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金加入記録(基礎ファイルの記録)と裁定原簿の中の資格記録が不一致の事例がある。裁定原簿に記載されている厚生年金記録が、基礎ファイルに記載されていない事例を何件か見た記憶があります。 原簿で確認できたため、記録を正しく直すことができましたが、その方の場合原簿以外では記録の確認が取れなかったと思います。	受給者原簿と基礎ファイルの突合。(ただし、確認できるのは受給者の記録のみ) この様な事例があることを、担当者が知らなければ誤った回答をする場合があるので、期間照会回答の際には原簿も確認する。	平成19年5月頃。最初は事業所の届出誤り、届出主義のため届けがないための未加入や、制度の誤解が問題だと思ったが、実際に記録の調査をすると、市町村の記録が誤っていたり、マイクロと記録が違っていたりして社撰な管理であったことも分かった。 年度で保険料を徴収している事例があり、20歳前に国民年金の保険料の納付があったり、加入可能年数を超えた60歳以上でも年度の終わりまで国民年金保険料の納付がある事例がありました。(どちらも還付とした。)被保険者だけではなく、職員も制度に関する知識が不足していたことが問題だと思います。 また、届出主義としても勧奨をどれだけしたのか、制度の周知にどれだけ力をいれていたのか、反省することは多いと思う。 制度を運営する立場として、制度の理解不足と、加入いただいている被保険者への配慮が不足していたと思う。	年金の相談窓口にいたときは、制度を分かりやすく伝えようと努力したと思う。 制度周知については、個人で対応するには限界があるとは思うが、問題意識を持っていながら効率的な制度周知について考えず、また提案もしなかったことが反省すべき点だと思う。 制度についても、自分で調べて知識を得ても、知識の共有を積極的にはしていない。課員から聞かれたことには答えるが事前に周知することがなかったと思います。
1724	地方庁	その他(社会保険事務所)		まず、021一1画面に反映していない記録がないようにカセット解除する。 そうすることで、記録の確認に要する時間が大幅に短縮できると思われる。 マスコミを使った有効な宣伝。 年金制度や社保庁に対する不信・不安から、照会に対し、回答することが億劫になっている方もいられると思います。 年金制度の説明や、記録確認のための回答への協力など、もっとマスコミを活用できれば・・・と思います。 マスコミの報道に振り回されっ放しになっている場合ではないと思います。	年金記録問題とは・・・ まず、基礎年金番号ができる前から、手番を複数持っている方がいたのも年金記録問題でよいでしょうか？ 平成3年度、健保厚年の適用課に在籍していました。取得届に手番未記入だったため照会したところ、事業所担当者の方から「なしでやればいいでしょ！」と怒鳴られたことが忘れられません。 現在お客様とお話しさせていただいていても、「若い頃は年金なんて全く気にしていなかったから分からない」とよく言われます。 年金制度に対する関心を持ってもらうような広報もすることができず、学校教育の場でも取り上げてもらえず、やはり広報不足はあると思います。 事業所の方、ご本人様、職員も含め、大多数の方が、裁定時に判明する、分かるはず・・・と考えていたのではないでしょうか。 基礎年金番号施行時の広報不足により、他手番ありなのに回答されていないケースが多くあったと思われること、それに対して効果的な措置を取れなかったこと、これも問題だったと思います。	まず、制度説明を丁寧にするよう心がけました。 あらゆる面について広報が不足していると、していたと思います。
1725	地方庁	社会保険事務所課長級以上	国民年金を昭和61年3月までに、任意加入し、納付した者が、その間に厚生年金加入期間が判明した場合、原則、その期間以降の納付は還付となります。 本人の不利益となる場合、本人からの意見書を聴取し、本庁に協議した結果、納付が認められているケースがあります。	3号被保険者期間について、厚生年金期間が判明した場合、3号被保険者の特例ではなく、認められていますので、任意加入中の場合についても、協議することなく、納付する意思があったものとして、法律改正していただけないでしょうか。	ねんきん特別便を送付した時点では、記録の整備(コンピュータ入力)がされておらず、後追いで、何回も本人宛に通知が郵送され、本人も困惑し、現場の職員も困惑している状態です。 ねんきん特別便の送付時期について、記録の整備をしてから送付されていたら、混乱等が少しでも解消できたものと考えます。 そういった状況の中で、年金記録問題を優先課題と考えております。 問題が存在することは、以前から認識していましたが、いつ頃からは、覚えていません。	年金相談窓口対応のため、空いた時間しか対応できないため、以前より、所長に対し、年金記録問題対応チームを組み、専門的に対処するよう提案をしてきましたが、聞き入れてもらえず、処理が遅延している点が反省点と考えられます。 また、年金記録問題に対応する謝金職員が増えたが、統率する課長の負担が増え、あまり効率的となっていない状況も反省点と考えられます。
1726	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	個々の案件に地道に対応していくことが必要だと思う。	年金問題が存在することを知ったのは、ニュース等の報道で取り扱い始めた頃であり、解決には時間的にも量の膨大さからいっても非常に困難が伴う問題だと思った。	年金記録照会の量があまりにも膨大なため、窓口等で納得していただける着実な対応はできなかった。 反省点は、基礎年金番号導入時に国民への周知徹底ができていなかったこと、また、浮いた記録があるということをもっと早い時期から公表し、浮いた記録と本人を結びつける作業をすべきだったことが挙げられる。
1727	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		記録管理という面においては、反省すべき点が多々あると思います。入所時には、基礎年金番号が導入された後でしたが、その後の他の手帳番号照会等により、もう少し早めに問題点について把握し、対応ができたのではないかとは思います。	やはり、年金額の基となる記録ですので、誤った処理等しないようにとは心がけました。また、記録問題が表面化した段階においても、少しでも相談いただくお客様の不安を解消できるように対応してきました。ただ、上記でも述べた点については反省すべきところではないかと思います。
1728	地方庁	その他(社会保険事務所)	マイクロ原票にて「健康保険任意継続」または「継続療養」表示がある場合あり、または配偶者等の「被扶養者」記録まで調査依頼分確認されているのでしょうか。 国民健康保険組合のみに加入されて、厚生年金適用事業所になっていない事業所の調査は可能なのでしょうか。 日雇健康保険関係の資料の保存はないものなのでしょうか。	時間はかかりますが、1件ずつ細かく確認していくしかないと思います。原簿時代の経験のあるOBの方々の知恵をもっとお借りすべきと思います。	原票をオンライン化に伴いwmにて検索できるようになった際に、誤って氏名等を変換入力しているのが多数あるので注意せよ、年金相談時には他の読み方、生年月日等も確認するよう上司より指導(昭和？年)されました。	まずは考えられる氏名の読み方等で検索を心掛けていました。ご本人の職歴申立てについては、wmの記録のみで即答せぬよう、マイクロ等調査を心掛けていました。 60歳近くなられて、ご本人様に10代、20代、30代の職歴を全て思い出せというのは無理な話だと思います。 私は高卒後、本職場に採用された頃から、疑問をもっていました。なんで健保も年金もいくつにも制度が分かれているのだろう、健保も年金の制度はそれぞれひとつでいいのでは、と思っていました。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1729	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金の期間調査担当をしていて気づいた事ですが、転出時の検認記録の台帳への記載漏れが少なからず見受けられます(旧市町村での検認記録が新市町村での記録に反映されていない、事務所の台帳にも載らない等)。また、市町村役場に台帳はあるのに、該当手番のオンライン記録がないものも見受けられます(転出時の移管もれか)。いずれも他市町村への住所の移動を伴う場合におきており、当時のシステムに問題があったのかもしれません。	現在、社会保険庁が行っている役場名簿の画像化作業により、同一国民年金番号の記録の突合(他市町村間)、及び、未収録国民年金手番のオンライン記録化が必要と考えます。	年金記録問題は、オンライン化前の手管理の時代の記録管理システムの問題と認識しています。問題意識を持ったのは平成19年の6月ごろだと思います。	平成19年の問題発覚以降、年金記録の調査に努めてきましたが、残念ながら、満足のいく結果が得られていません。また、時間の無い中での年金特別便の対応等、一件の回答に費やす時間が少ないのが残念です。
1730	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		従来から保険の適用・徴収・給付と、決して多くない職員で多くの業務についていたのも、一つの原因と思う。通常業務をしながらも年金記録問題に力を注ぐためには人員の確保が必要と思う。	年金制度の根幹を揺るがす大変深刻な問題と受け止め、人々からは国に対する信頼を失う事態となり、誠に残念に思う。 平成18年頃だと記憶しますが、マスコミ等からの報道により認識を深めました。	その当時は、事務所の責任者として、多くのお客様の対応を十分に行えるよう、職員とともに対応しながら、職員のモチベーションを下げないよう、日々考えていました。 反省点といえば、複数の年金番号を保有している者に対する番号の一本化の施策が甘かったのものと思う。
1731	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	この2年間において、特別便、定期便、旧姓名寄せ、フォローアップ対応等、可能な方策はすべて行ったと考えています。最終的には本人に確認する必要があることから一定の限界があるものと考えています。	認識していませんでした。 平成19年ごろと記憶しています。	地方庁として特別便等、積一杯対応を行い一定の成果があがったものと考えています。 反省点は、提出された特別便等の事務処理がマンパワー及びツールの不足により回答に時間を要したことです。
1732	地方庁	社会保険事務所課長級以上		社会保険サイドの記録がすべてオンラインに整備済なのであれば、被保険者の人や被保険者であった人の協力(記憶)によって記録を補正する方法しかないのではないか。ただ、現状でもオンライン記録には、厚生年金手番で検索すると被保険者記録が未整備のものが多数あります。	厚生年金手帳番号による検索をおこなっても、被保険者記録の表示がされず業務センターあてに照会しなければならない記録があることは知っていたが、これほど大量であるとは思いもよらなかった。平成1～2年頃年金給付課に所属していたころ。	年金裁定請求に来訪され、請求手続きを受ける際には、特に本人様からの聞き取りを十分におこなうよう対応した。 年金加入記録について、本人が申し出てくるのが当たり前、自身の経歴を記憶しているのが当然であるとの観点からの対応であったのではないか。
1733	地方庁	その他(社会保険事務所)		・確認が不可能な記録については、法令で救済措置を講ずるしかないと思います。ただし、明らかに年金の各制度の施行前から年金を掛けていたの申し出は、救済措置の対象から外す事が必要。虚偽の申請が強い。	・年金記録問題が発生する前の認識は、老後の生活の基盤となる年金の保険料並びに年金には、最低限の加入期間(納入期間)が必要であるため、被保険者の方からの相談、年金の大切さを伝えた。一部、納付拒否者とも相談する機会もあり、説得をしたが聞き入れない被保険者(該当者)がいたのが残念。年金記録問題が発生した時は、オンライン化の際の紙の台帳などからの切り替えが正常に行われていない。NHKの特番で、記録のデータ化の際、出先である社会保険事務所に当時の年金番号の払い出しなど記録があるにも関わらず庁の保管記録が正しいの認識でデータが補正されていたと聞き、初めて事の重大性を認識しました。もっと、現場のデータを突合させ、必要に応じて被保険者・事業所に照会等を行いデータの補正を慎重にしていれば、今日の記録問題の整理に時間を要せず、被保険者・年金受給権者の理解を得られたと認識しました。	・来訪・電話による記録問題について、親切丁寧に聞き取りをし、年金記録が消えてしまった被保険者・年金受給者の記録確認・統合漏れを早期に確認し年金権・年金額に反映させるための対応を心がけた。 ・反省点としては、オンライン化に伴う、データの取り込みが正しく行われていたかの検証を短期間で行わず、複数年掛けて記録の切り替え漏れがないか確認(検証)が何故出来なかったのか。
1734	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていること以外知りません。	厚生労働省、社会保険庁、総務省、市町村役場に限らず、全省庁が協力して解決する必要があると思います。調査方法よりも今は調査する人員を確保すべきであると思います。	年金は一時金のような短期給付ではなく、受給してから亡くなるまで続く長期給付のため、年金記録に少しでも誤りがあると生涯受給できる年金額に大きな影響がでるため、国民の生涯の生活を変える非常に大きな問題であると認識していました。 問題が存在すると知ったのは、報道などで表ざたになった頃と同じ時期です。平成19年位だったと思います。	年金得別便等の窓口対応をする際には、問題を認識することが遅れ、お客様に御迷惑をお掛けしたことを深くお詫びし、お客様の目線で応対することに努めました。 現時点でみた場合に、第一に基礎年金番号導入等、制度改正があったときに全ての年金記録を本人に結びつけるような体制(人員確保、予算確保等)をとらなかったことや、年金制度ができたときからこのような問題が起こりえることを政府が認識していなかったことが反省点であると思い
1735	地方庁	その他(社会保険事務局)		不公平が生じないよう年金制度を見直す。 年金制度を時代に見合ったわかりやすい制度にする。	3年前くらい。 すべてを解決するには難しい問題である。まず年金について一般人が理解することが難しい。	まず、複雑な制度であることが問題であると思う。 自分で理解しようとしてもすべては不可能でした。
1736	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金や厚生年金の記録ばかりが問題視されていますが、少ない加入月数で連合会に移管された、厚生年金基金の方が住所等が不明で裁定請求書が送付されず、未支給のままになっているものが多大にあると思います。 かつて、事務員さんに言われるまま厚生年金の一時金を受け取ってしまったが、共済は返還して年金として受給出来る。 議員年金は25年なくても受給出来る。	企業年金基金連合会を日本年金機構に一本化する。 厚生年金の一時金も返還制度を作る。 議員年金を廃止する。	マスコミ等で社保庁が記録を闇に葬ったとか、改ざんしたとか言われているが、被保険者自身も転職する時、番号を持って行かず新たな番号を取得し、複数の番号を得ているため記録が曖昧になったと思う。基礎年金番号制になってもまだ複数の番号を取得することが信じられない。 在籍する前平成13年から知っていました。	年金特別便、年金定期便で被保険者(受給者)に記録をお知らせするようになったことは大変よいことともいますが、国年、厚年と分かれた記録なので被保険者の年表式に共済も含め、加入記録を提示した方が良いと思います。
1737	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金記録問題に関する業務を一ヶ所に集中し、人員を増やし対応すべき。通常業務と平行しては、なかなか解決には至らない。	なぜ、このようなことが起きたのか、起きてはいけない問題であり、早急に解決しなければならない問題として認識していました。この問題が存在することを知ったのは、ニュースなどで騒がれ始めた頃です。	どのように対応すべきかわからず、上司や先輩の意見を聞きつつ、しかし、手探りの状態でした。記録の管理がいかにずさんだったかということ、国と地方それぞれで管理しており、連携がうまく取れてなかったことなどが反省点として挙げられると思われます。
1738	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上				記録の欠如により受給権が得られない方、正当な年金をお受けいただいてない方々に対して申し訳ない気持ちでいっぱいです。 ねんきん特別便等で記録の確認、定期便で報酬の通知を図ってきましたが 記録の判明が定かでない事例に対して対応に苦慮しているところです。 予定されています紙台帳とコンピューター記録の照合により事実を解明し、記録の確認を行うべきだと考えています。 返納を生じるケースも出てくるかと危惧されますが、再裁定により遡及支給される方に早期の支給ができるような対応策が重要だと考えます。
1739	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	お客様の都合で生年月日や名前を偽って届出をされるケースがあります。 また、事業所の担当者が、いい加減な届出(漢字の誤り、読みの誤り、年金手帳の有無など)をされるケースがあります。 厚生年金の資格取得届には、戸籍などの添付は必要なく、事業主の押印がされ、書類上不備が無ければ、普通に処理が進みます。つまり、虚偽か否かなどを確認する術がありません。 仮に、正しく処理されたものであっても、結果的に誤ったデータが登録されてしまうことになり、書類の保存期限が過ぎてしまえば、届書が誤っていたのか、入力処理を誤ったのか判らなくなってしまいます。 このようにして、結果として誤収録となっているデータがあると、氏名検索を行うだけでは記録判明しないこととなってしまします。	納税者番号のように、必ず一人にひとつの番号を設定し、その番号で記録を管理していくことが必要だと思います。	上記(6)のような問題があることは認識していました。 それ以外の過去記録については、紙台帳からコンピュータ記録にうつしかえたと教えられていました。 適用業務の担当は、新規採用当時に約1年だけなので、世間で年金記録問題が騒がれ出すまでは、大きな問題を抱えているということは知りませんでした。	私自身が年金相談や記録訂正に携わったときは、過去に間違われたことのある名前の読み方や、生年月日などを偽ったことがないかなど、お客様に尋ねながら、申し立てられた記録と一致するかを確認しました。 しかし、窓口が混雑するときに、どこまでできるのかが大きな課題でした。 問題点を挙げるなら、人材育成の面でプロフェッショナルの育成に力を入れなかったこと、臨機応変に窓口の体制(定員)を整えなかったことだと思います。
1740	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録統合で減額になる方もかなりの数になっている。統合しても年金額を減額しないとなれば、その分については解決するとおもいます。	問題として意識したのは報道されてからです。平成9年基礎年金番号導入時の統合漏れと思っていました。年金請求時に本人確認で漏れはないとの認識でした。	来所されるお客様の対応で頭がいっぱいで、とにかく一件でも多く判明するよう対応するだけでした。 記録問題といってもその発生した原因によって対応を変えなければいけないとおもいます。庁の対応も遅すぎる。ただ単に年金統合すれば年金が増えると考えているとしか思えません。統合により不利益になる方もたくさんいる、窓口では本人記録でも統合できない。 今回やっと、3号期間の間に見つかった厚生年金を統合しても後半の記録も3号が消えないようになりましたが、すでに何人もの方が来所されたと思います。 現場からの意見にもっと耳をかたむけてください。
1741	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金知識のある人員の確保。(業務センターだけでなく、窓口対応にあたる現場も含む)	年金は申請主義だと採用された時から言われていたので問題だと認識していませんでした。また記録問題の存在は新聞報道で知りました。	記録問題の存在を知って解決をしなければならないと痛感し、なるべく窓口にて本人特定できるよう対応していました。また、この問題の反省点は申請主義といって何十年も問題取り組みに至らなかったことだと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら，具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1742	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	1件1件丁寧に記録の確認を行う。	年金給付課に所属していた頃、基礎年金番号に統合されていない手帳番号がいくつもあることを知った。	年金裁定前の審査時において、必ず氏名索引を行い、本人の記録かもしれないと思うものは、本人と連絡を取り確認していた。 もし、自分や家族の年金が年金記録の不備により、本来受け取ることができる金額より少なくなることになれば、許せない気持ちになるはずである。他人の記録であっても自分自身の記録と同じように大切なものであることを認識することが大切であると思いました。
1743	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	特になし	特にありません	特にありません
1744	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じ上げません	平成19年に払出簿の氏名等整理を行いまして、その時WM上のカセットオープンも実施すると聞いたような記憶がありますが、いまだにカセットオープン依頼を実施しなければならない状況です。カセットオープンを行い記録整備を実施していくしか解決には向かわないと思います。	平成19年初めごろの記録問題で認識いたしました。	年金記録問題が生じた平成19年からとくべつ便の発送に伴い事務所窓口は職員全てが対応しても1日では終わらない状況でした、まず、受付対応がずうっと続きそれに伴い記録の確認整理及び再裁定業務と大変な毎日であります。でも、マンパワーを駆使して1件1件対応していくしかありません。また、問題点は「厚生年金」で言えばカセットオープンしていない手番があるのに確認作業を確立してなかったことと、受給年齢に達している年金記録に対しての確認作業を取らないでいた申請主義、申出主義が原因だと思われます。
1745	地方庁	その他(社会保険事務所)	カセットオープンになっていない記録がどのくらい残っているのでしょうか？ 移管記録不備の記録はどのくらい残っているのでしょうか？ 旧三共済の恩給、旧長期間等の確認は、原簿の期間等の確認しかできないので本人への説明が苦労する。	台帳等の見方及び歴史的な経過等を職員等への研修、本庁で知っている知識及び過去の経験等を地方職員等へ知識の共有を図っていただきたい。	こんなに、不備な記録があるのには実際びっくりしました。	お客様第一主義でなく、申請主義だった点が問題だと思う。
1746	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	とくに知らない。	少しでも早く全件照合を行って、基礎年金番号に統合されていない記録をひとつでも多く統合していく。	おととしごろ、5000万件の「宙に浮いた年金」についての報道があり、来訪、電話ともに増えてきたため、年金記録問題の存在を知った。 基礎年金番号に統合されていない手番が多数存在していることだと思っていた。	自分が対応した人の話をなるべくよく聞いて、その人の申し出ている記録を探して基礎年金番号へ登録した。また、どうやっても見つからない場合は、期間照会申出書をとることによって、さらに専門の職員に記録を探してもらうようにした。 偶発的にお客様が増えていたときは、聞き取りが不十分だったことによりその場で見つけられる記録まで期間照会に回してしまい、結果として回答が後れてしまったことがあったかもしれない。
1747	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	1件、1件丁寧に時間をかけて解決していくことが重要だと考えます。	これほど大きな問題になるとは考えていませんでした。 3年まえ	1件、1件丁寧に時間をかけて解決していくことが重要だと考えました。
1748	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	この間の国民年金の納付問題で納付とみなす根拠を緩和したり、ある程度被保険者の申し立てを性善説の立場で認める方策が必要だと思います。 しかしながら余りに救済処置が過ぎると国費がかさむ事もさることながら、過去に認められず既に亡くなった方などとの公平性の担保といったバランスが大事だと思います。 そういった処置をしても残ったケースについてはマニュアルなどでは対処できないと思いますので、個別対応が必要になると思います。 まずは大胆に大多数を処理し、残ったのは繊細に対応するのが肝要かと思います。	平成18年度頃に存在を知り、問題として知るタイミングが新聞等のマスコミを通して認識し、国民全体に関わる大変忌々しき事態と思いました。	自分ができる対応としては、接する被保険者に対しまずはご自身の記録確認のために来所して調べてもらうよう、促しました。 事務所レベルでは、対応できることは電話や来訪者に対する個別対応しかできなかった訳で、現場の判断や裁量の余地は余りなかったと思います。 自分がこの職場に入る前の基礎番導入に、現場が大変だったとは聞いてた事があり、何故そのタイミングでもっと周知徹底しなかったのだろうと思います。
1749	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	マスコミに問題にされるようになってから。	なるべく早い時期に定期便のようなものを本人に送っておくべきだったと思う。
1750	地方庁	その他(社会保険事務所)		可能ならば、経験豊富なOBにも取り組んでいただきたいと願います。	「現在未統合の記録があっても、年金の受給手続きをお取りいただく際に、記録の調査を行い統合する」という事務の流れを聞いていたので、平成17年頃まで全く認識がなく、知りませんでした。	年金制度の広報の仕方が問題なのではないかと考えます。
1751	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		大変な事だと感じました。 5000万件の報道があり、記録がWMに入っていないと知らされるまで、こんなにたくさんの記録が本人に結びついていないとは思っていませんでした。 再裁定の量を見たとき、本当にショックでした。	記録管理の重大性を強烈に感じ、正確な記録を管理するため、受給者、被保険者の立場に立ち、仕事をしています。 「責任を持った人のみが、記録を入力する」事をしなかった事が、正確な記録管理に結びつかなかったのではないかと思います。
1752	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません	現在、同じ人に何回も特別便が送られることがありますが、たとえ少しくらい時間がかかっても、記録をすべてきれいにしてから、本人に通知を出して手続きをお願いした方が良くないでしょうか。 ただし、時間の制限があると難しいことでしょうか。	平成16年から年金相談窓口で相談業務をしていますが、年金請求時には 氏名索引をしたり、本人に期間の確認をしているので、テレビや新聞などで年金記録問題のニュースを見たり聞いたりした時は、びっくりしました。 ただし、昔は氏名索引ができなかったし、本人の申請により受付をしたので、番号をたくさん持っている人は、漏れることがあったのではないかと思います。	相談に見えた人に対しては、十分話を聞いて、WMでできる確認についてはすべて実行し、早期解決に努めた。 今と違ってWMで確認ができなかった時代は、頼りは本人の申出であったことがこのような大きな問題になったのではないかと思います。ただし、WMですべての記録が確認できないことも、残念ながら問題だと思います。
1753	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1754	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金裁定時に本人記録を確認。 裁定年齢前には本人申告により記録の確認・統合を行う。	誘導的な質問による記録統合はしていなかった。 現状においてもすべきではないと思う。
1755	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし		①国年の納付記録漏れについて 最初の国年課在籍時代、昔の国年の納付記録漏れについての相談が、稀にあることを知った。本人所持の領収書類等があるのに、記録がもれているとはどういうことか？と疑問に思った。紙台帳時代においては、そのような間違いもあるものなのかと感じていた。 ②基礎年金番号制導入後の手番未登録問題について 導入時の初回案内後は、各手続きや相談での他手番判明時に統合するようになっていた。早期に統合処理が終われればよいと思っていた。最終的には年金裁定時に統合するものであるから、申し出が無い者は仕方が無いとも思っていたところはある。 ③コンピュータに反映されていない厚年記録について 古い記録にこのようなものがあることを平成19年になって知った。	①について 当たり前のことであるが、当時、本人所持の領収書類に基づき正しい記録に訂正せねばならないものだと感じた。手作業時代の年金記録に誤りのある可能性があることを認識し、何らかの対策を講じるべきだったのかもしれない。 ②について 基礎番導入時の初回案内のみならず、他手番保持者への呼びかけを強化するなどの対策を講じるべきだったのではないか。 また、年金番号を複数取得することも原因のひとつであり、国民や事業主の理解、制度の学校教育も必要なのではないかと思う。 ③について 時代の変遷もあるが、年金の記録管理は最重要であるので、今後においてもその使命を全うしなければならない。
1756	地方庁	社会保険事務所長	ありません。	地方庁では、社会保険業務センターにおいて、どのよに年金記録が管理されていたのか、知らされてなかった点(たとえばワンピシでの旧台帳の保管、氏名等の未収録記録の存在、カナ変換での収録など)がありましたので、地方庁にも社会保険業務センター内の管理方法等をオープンな形を取ることで、もっと早い時期に改善ができたのではないがと思います。 受給者も高齢化してきていますので、早急な改善が必要ですが、旧台帳データの全件完全収録とその際に事業所記号未設定については、事業所名を収録するか、旧台帳をデータかして呼び出すシステムへの変換で窓口等での確認作業の迅速化が図れる。	基礎年金番号を導入した際に、基礎年金番号以外の手帳番号の有無を照会していましたが、それだけでは不十分で制度間どうしで、未統合記録が発生する認識はありました。 また、旧法時代(昭和61年3月以前)では、制度内で本人の申し出により統合できると思っていましたが、記録問題が発生して、これほど多くの不完全な記録の存在の実態を知った時には、年金行政にたずさわっていた者としてはショックでした。	記録問題が発生した当初は、本庁及び社会保険業務センターからの指示に対して期限までに確実に実施することが、まず記録問題の解決の下支えになると思っておりました。 紙管理時代は社会保険事務所では一部事故リストの送付があったものの、記録は進達するだけで、年金記録管理は社会保険業務センターがキッチリやっているものと考えていました。 社会保険業務センターばかり悪者にするつもりはありませんが、紙記録は膨大でありましたので、社会保険職員全体で力をあわせて、大切な年金記録を記録問題が発生する前に、前向きに的確にやれなかったのが残念です。
1757	地方庁	その他(社会保険事務局)			被保険者台帳の管理不備による年金加入記録・納付記録のもれ。 標準報酬月額の不適正な遡及訂正。 平成19年頃です。	記録漏れの方が多数ある事実を念頭において、期間確認の申し立てについて、申出内容について詳細に確認調査をしました。 記録管理の徹底は当然のことですが、そのうえでさらにのご本人への再確認が必要と考えられます。 年金受給者の方の記録漏れについては、特に受給手続きの際の加入状況の確認が不足してい
1758	地方庁	その他(社会保険事務所)		特別便・定期便による周知で不明な点があるにも関わらず回答されていない方が多くいると思われるので、政府として方法活動を行ない、周知に努める。	新聞報道等される前は認識はしていなかった、新聞報道以降。	対応マニュアルに沿って、お客様の記録判明に努めた。 マイクロ化されている記録をもっと早い時期にオープンすべきであったと思う。
1759	地方庁	その他(社会保険事務所)		これまでのように1件1件丁寧に調査していくしかないと思います。	年金記録問題の存在を知ったのは、調査が始まってからです。最初記録問題が発生したときは、すぐに解決できるようなものだと思っていました。しかし、次から次へと記録に対する不備が発生してきたので、これは、大変なものだと感じました。被保険者のためにも出来るだけ早く解決していかなければいけない問題だと思っています。	記録問題については、率先して協力してきました。当時の記録管理のずさんさが、大きな問題を引き起こしたと思います。番号さえあっていれば振り仮名は、どうでもいいような処理をしていたり、台帳記入にしても人が後から見て、読めるような字で記入できていなかったり、当たり前のことができていなかったことに反省点があると思います。
1760	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	業務センターで受付した特別便が回送されるまで相当な期間を要している。 早期に回送してほしい。 WMですべての記録が見れるようになれば。	最優先事項と考えています。 マスコミで報じられるようになってから。	業務課に所属している時は、資格取得届に年金手帳が添付されている場合に、手番統合処理がされているか確認し、未統合の場合は統合処理と手帳への表示を行った。 国民年金課に所属している時は、個別訪問・電話による納付特例などする際 本人記録と思われるものについて本人へ確認するようにしていた。統合することにより納付に繋がったケースもあった。 反省点としては、基礎年金番号を開始した際にある程度の統合作業が完了できる内容にですればよかったと考えます。平成13年採用のため、当時回答がなかった方に対してどのような対応を取ったのかわかりませんが、未提出者にお知らせ等送ったのでしょうか？

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1761	地方庁	その他(社会保険事務局)			基礎年金番号に統合されていない年金手帳記号番号に関しては、老齢年金請求時に確認すればよいと教わったため、被保険者に関しては年金記録漏れの状態であっても問題はないと認識していました。 受給者については、年金記録の管理方法から考えれば記録漏れがある程度起こることは予想の範囲でしたが、その件数がこれほどまでに膨大であることを知ったのは、いわゆる「消えた年金」の報道以降です。	一連の報道や年金記録問題への対応の実務に当たる中で、年金記録問題への問題意識が膨らんでいきました。私は期間調査業務、裁定請求時の氏名索引を入念に行うなど、地道にではありますが年金記録漏れの解消に努めました。 年金記録漏れ問題は制度のあり方からして、起こるべくして起こったものだと思います。ただし、記録漏れが起こることを前提とした、記録管理の方法をとることは十分可能だったのではないかと考えます。市町村台帳の破棄や氏名収録の省略、生年月日のまるめ、氏名フリガナもしくは漢字の一方のみの収録、などが原因で、記録漏れ問題は難航しています。基礎となる情報に誤りがなければ、例え記録が一本化されていなくとも、容易に浮いた記録を見つけ出すことができます。欲をいえば、国民総背番号制のように記録漏れが起こりえない仕組みを早くから導入していれば、問題はもっと小さく済んでいたのではないかと考えますが、諸々の事情から実現は難しい
1762	地方庁	その他(社会保険事務所)			国会、テレビ等報道されたのと同時期に知りました。ご本人が納付されたものは当然のこととしてご本人が将来受け取る年金となるべきものであり、それがわからなくなってしまっていたり、標準報酬月額が変わってしまっていたりすることにまず驚きました。あってはならないことだと思いました。	記録については判明した時点で必ず統合処理をするとともに、お客様に対しての聞き取りを確実にするようにすることが大切と思われます。また、そういった対応をしています。問題点としては、当時厚生年金の手番を、いくつも持つことができたこと、基礎年金番号設定時にもっとピーアールができなかったかということ、なぜ判明した時点で統合処理がされなかったかということ、厚年の記録にご本人の住所が入っていれば判明できる記録もあるのではないかということ、再裁定については あまりにも時間がかかること、時効特例制度については これだけの時間がかかるということを想定をし準備万全でのスタートだったのか。以上が私の考えでもあり、お客様からの苦情と
1763	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	厚年記録について、そもそも本人が異なる生年月日を事業所に届出しているケースがかなりあることは、世間的にはあまり知られていないのではないか。	期限を決めて、一気に解決しようなどと考えるのは無理と思う。 手間をかけても、書面のやりとりだけでは限界がある。本人から直接聞き取りなどを行わなければ、判明することができないこともかなり多くあるため、裁定時も含めてで整理をするというスタンスを変えることは不可能だと思われる。 そのあたりを一般的にご理解いただく必要があるように思う。今となっては難しいことなのかもしれないが。	年金記録(番号)を複数持っていることは普通のことであり、裁定請求時に整理するものという認識は、入庁当時から持っていたため、特別な問題意識はなかった。	機械管理などができない時代から引き続いているものを扱っているため、完全な整理ができないことは仕方のないことだと考えている。 今後もできるかぎり尽力する所存だが、そもそも裁定請求時に整理をするという考えでやってきたものを、急に変えようとすることに無理がある。 手書台帳等からの移管では、誤りも多く発生してしまっているのかもしれないが、反省すべき点があるのかは自分にはわからない。
1764	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に旧法に基づき受給されている方の記録は事業所名が登録されていないので、調査が困難である。記録が丸まって受給記録になっている。 もう10年20年と受給している人で記録が続いていると確認できず期間を削除する人、遺族年金、障害年金を受給している人は記録が見つかり年金額が下がる場合があり、説明が困難である。 脱退手当金で支給日に厚生年金に加入している人や一時金記録をマイクロで確認できても計算式の根拠の資料がない場合受給できる期間となり不公平感がある。 加給年金が対象となる人で受給年月日が変更する場合、何十年前の3点セットをそろえないと処理できないと返戻されるが、本人に要求するのが困難な場合がある。	通知が変わらなければ今のところ方法は無い。ただ、記録が丸められている分は今後全件照合すればわかるのではないか。	記録が漏れている人はごく少数と認識していた。年金特別便の書類の並の多さで改めて認識した。	大並の書類がある中で可能なかぎり本人と特定することと、記録を発見することに全力をあげて対応した。一度に大並の書類を扱っているので丁寧な処理ができない点が反省点です。
1765	地方庁	その他(社会保険事務局)			未統合の記録は「年金請求時、もしくは本人が申し立ててきたときにすればいいもの」と教わっていたので、問題になると思っていなかった。今となっては悪いことのように騒がれているが、最初はその程度の認識。 平成19年5～6月ごろからテレビなどで騒がれ始めたころからこの問題を知った。	お客様と話をするときには細かいところまで話を聞いて、その方の記録判明に全力を尽くした。 反省点は、そもそもの記録保存環境がよくなかったことと平成9年の基礎年金番号導入時点で特別便的なものを送って今以上に記録整備に力を入れるべきだったと思う。
1766	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号が導入された平成9年頃から、多数の年金番号を持っている方の記録の統合の必要性は強く感じていました。 それは、厚年と国年の期間重複による3号未納の発生や本人特定できずに死亡された時の遺族年金の発生など色々問題がありました。 ただ、本格的に年金記録問題が持ち上がったのは平成19年頃だったと思います。	本人が窓口に来所された時や、事業所が取得届に手帳を添付された時に、他の年金手番がある場合は必ず統合するよう努めました。 ただ、窓口に来られる方や届出される方にしか徹底できないので、件数的には限られていました。 よって基礎年金番号制度が導入された時点で、もっと全体の取り組みとして動めてる方、3号被保険者の方は事業所を通して、受給者や1号被保険者の方は個人に対し、年金番号や加入記録の確認のお願いの必要があったのではないかと思います。
1767	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	すべてを調べるのはとても難しいと思うので、何か思い切った解決策が必要だと考えます。 先日新聞に載っていた短期間かつ他の期間は納付済み等信用できると判断できる申し出については認めるなど。	社会保険事務所に任期付き任用職員として採用されたのが平成21年4月からなので、世間で騒がれて初めて年金記録問題を知りました。	窓口や電話において、間違った説明は絶対にしないように、分かりやすく説明するようとつめています。 制度についての広報不足、制度の複雑な点、国民の無関心いろいろなことが反省点として挙げられると思います。
1768	地方庁	その他(社会保険事務所)	3号該当者の記録において、配偶者の厚年記録に空きがあった際、3号の届け出が漏れているケースが多い。 特別便などでは3号該当の状態だが、配偶者記録と合わせた際に判明する。 3号特例制度が認められているため被害少なくなるケースも多いが、退職による3号からの1号種別変更漏れに関しては時効により納付が出来ない状態になり、受給額にも影響を及ぼすケースも見受けられる。	具体策はわかりませんが、配偶者情報を入力しているのだから有効的に活用し、かつ、勧奨業務をきめ細やかにわかりやすく本人からの届け出しやすい環境をつくること。 年金記録画面に配偶者記録と相違する3号記録がある場合エラーメッセージなどを出すなど、早い段階での対応を取れるシステムを構築する。	年金記録が漏れているなんて、まったく思いもしていなかったのが本音です。 お客さまから国年納付記録がおかしいと言われてもデータは合っていると説明をしていましたし、厚年旧台帳が漏れているなんて全く知りませんでした。 こんなに漏れていることが信じられない状況です。 記録が漏れていることを知ったのは2～3年前になります。新聞などマスコミからの情報がほとんどです。	古い記録の突合は必要と考えますが、限界があることも事実です。 可能な限り、本人様からの訴えを真摯に受け止め、記録判明に取り組みたいと思います。 反省点は現場職員が情報を知るまでに時間がかかり、なかなか一丸となれない点だと思います。 前項でも述べましたが、マスコミからの情報が早いという状況で問題意識を全員で共有できるとは思えません。
1769	地方庁	社会保険事務所課長級以上		ご本人から申出いただく必要があることから、あらためて定期便等の広報が必要と考えます。 ただし、事務所の窓口が混雑しないことを考える必要もあると思います。		お客様の年金額に直接かかわる記録の管理が正確でなかったことから、お客様の申出に対して説得ではなく、納得いただけるよう調査等対応しました。 また、第三者委員会への回付業務にも関わったことから早期の回付となるよう努力したつもりで
1770	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金問題は国民の生活を直撃する最重要問題であり、最優先に解決に向けた取り組みを行うことは言うまでもない事実。自分の記録は正常と思い込んでおられる者も未だおられるはずであり、わずかでも本人のものと推察される記録・番号があれば確認に徹する以外に方法はない。とにかく根気を持って取り組むこと。	平成9年1月より基礎年金番号制度が導入され、それまで複数の年金番号を保有していた者の年金番号が一本化されることになった。国民に年金番号統合案内の通知が届けられ、これによりきちんと回答がなされているものと考えていた。がしかし、ふたを開けてみれば5，000万件もの年金データが統合されていないことを今回の年金問題で初めて知った。回答が成されてない者がこんなにいるとは想像もしなかった。実際、業務課の窓口において、来所された被保険者とやりとりする中で本人確認を行い年金番号統合を行ってきた経緯はあるが、これはあくまで平成9年1月時の回答を行っていない一部の者と思っていた。	現時点で言えば、社会保険庁全体の反省点として、当時、どれだけの者の年金番号の統合が成されていないかその後における状況把握を逐一行うべきであったと考える。未統合の者には再度の通知を送付するなりいくらでも回答の機会を作れたはずである。今後はこういったずさんな管理とならないようあらゆることにおいて状況把握の徹底を図り、職員の意識改革を行うことが絶対と考える。
1771	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	現在示されている、方策にのっとり、一件ずつ誠意を持って、対応し、 一件ずつ、解決していくしかないと考えます。	宙に浮いた年金の原因は ①年金制度が複数の制度に分かれていたため、 それぞれの加入期間を 個人が管理しなければならなかったが、 その重要性、必要性を各個人が知らされていなかったもの。 被保険者に対する、周知不足。 ②平成9年の基礎年金番号を導入された時に、すでに各個人が持っていた 複数の年金手帳番号について、当局からの指示は、年金請求時に 統合すればよいとの考え方であったため、積極的に統合しなかったもの。 行政としての、対応方法があいまいで、不完全であったもの。 納付記録が消える、報酬が改定される問題の原因は、 事務手続きの精度の低さ、職員のモラルの問題。 記録問題を知ったのは、平成19年6月です。	平成19年7月以降に、職場全体の問題として、全職員で対応した。 電話照会、相談に対応し、電話相談センターの夜間・休日対応に交代で 出勤した。 信用回復に向けて、一件ずつ対応するしかないと、考えていました。 反省点 コンプライアンスの徹底。 被保険者の立場に立った、行政事務の進め方、考え方を常に 意識しておくことが大切であったと考えます。。
1772	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にございません。 世間一般で知られていることが全てです。	まだ調査が必要なお客様にはご協力いただいて、十分な聞き取り調査を行うことが解決に向けての方策だと考えます。	年金記録問題が起こってから、国民の皆様からお預かりした厚生年金保険および国民年金の保険料の納付記録である手帳番号が、基礎年金番号に未統合のものが存在し、年金給付について正しい給付が行われていないものがあるという認識があります。 [redacted]厚生年金保険期間照会調査業務に従事するようになってからこの問題の存在を知ることとなりました。	お客さまからお預かりしている期間調査照会票について、少しでも給付に結びつくことができるように、またお客様にご納得いただけるように調査を進め、回答票の作成を行いました。そして、出来るだけ早くお客様のお手元に回答票をお届けできるように、スピーディーかつ円滑な調査を進めました。 また、年金裁定審査業務において、氏名検索を行った場合に必ずお客様の記録と疑わしきものについては、お客様に確認等の作業をすすめるようにしております。 現時点で私が考える反省点は、全体をみて考えた場合、当時の年金記録管理についての認識の浅さだと感じます。年金制度が始まった当初、将来の給付を見据えた制度の構築がなされていなかったことと思われます。 会社を就職するごとに手帳番号が払い出されたり、台帳に記録されている氏名や生年月日の相違など基本的な事務処理の相違が挙げられると考えます。 これからもひとつひとつ記録問題が解決出来るように、日々業務に精進してまいる所存です。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1773	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	わかりません。人的対応しかないとおもう。もっと多くの職員を配置し対応すべき。	スタートは、ごく一部分だけとおもっていたが、新聞紙上等で騒がれだしてから大変な事であるとかんじはじめた・	お客に対して、一人一人、一件一件誠実に対応していかねばと感じた。古い事業所名簿の整備があまりにも対応が遅いと思われた。本来であれば、オンラインのスタート時前にきちんとした対応をすべきだった。
1774	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。	短期的な視点では見ず、長期的な視点で考え、国民の皆さんに年金制度の仕組みをより知ってもらうことが重要ではないかと思います。老若男女問わず、年金制度をより知ってもらえれば、年金により興味を持ってもらうことができるので、自分の職歴等にも正確に管理するようになるのではないかと思います。	私はほとんど年金に携わる仕事をしてきていませんでしたが、自分の所属している組織の問題ですので、他人事とは思わず組織一丸となり解決すべき問題だと認識しておりました。また、この問題を知ったのは、世間で騒がれるようになってからです。	年金得別便や窓口相談等の年金問題に関する仕事が割り当てられた時には、たとえ年金制度の知識が乏しくとも、しっかりお客様の意見に耳を傾け、真摯に対応することを心掛けていました。また、問題点は、しっかりとした下準備・体制の確保もせずに、急速に問題の解決を図ったため現場が大変な混乱に陥ったのが反省点ではないかと思います。
1775	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	定期的な記録の確認と、記録の不備がある年代を特定してアピールすること。 現在の記録についても調査依頼が多数来ていることから、過去の記録がほとんどない人についても、記録の管理体制に疑いをもっている。	記録の不備、訂正は採用時からあったので、調査し、補正する業務は当然であると考えていた。	年金相談で対応したときには、できるだけ氏名検索をして、記録を確認して統合に勤めた。事務所の通年事業として名簿の見直しを継続的に行なっておれば、問題は少なかったと思われる。
1776	地方庁	その他(社会保険事務所)	カラ期間を使うことで、年金の請求ができる可能性があること。 カラ期間は、加入記録(定期便など)には表示されていないこと。	カラ期間を年金請求時に確認するのではなく、事前に登録することができれば、もらえないと思って請求しないといったケースが防げると思う。 夫の扶養の期間や学生であった期間などを、定期便などに表示すると、未納や未加入と受け止められることがなく、お客様にも安心していただけると思う。 学生であった証明なども、時間がたてばたつほど取りにくいので、事前に登録することができれば、窓口にお越しいただいた際も、お客様に何度も問い合わせをする必要がなくなる。今の段階では、お客様ご自身で年金請求時まで証明となるものを、持っていていただくこととなり、紛失などのおそれがある。	基礎年金番号の他に番号が存在していることは知っていたが、年金請求時にお客様に記録の突合をしていただいているので、年金請求時に確認していただくものと認識していた。 平成19年に記録の照会が急増したころ、年金記録のさかのぼった調査が必要だとわかった。	お客様からの照会があった時点で、問い合わせの件だけでなく、お伝えできることはないかを気をつけている。過去の記録だけでなく、今の時点での記録にもれがないようにしていくことが将来につながっていくため、納め忘れていたり免除の申請を忘れていたり、時効となる前にできることがないか、こちらから確認していくことが大切だと思った。 年金請求時となると、かなりの時間が経過してしまうため、今は覚えていることや今なら調査してわかることが、わからなくなってしまうことがあるので、毎年記録を確認していただき、将来へ積み重ねていく意識が必要だと思う。 標準報酬や未納期間も毎年確認できれば、疑問を感じた時点で調査ができるので、お客様に安心していただけるのではないかと思う。 お客様ご自身が、年金請求するより前に記録を確認する機会がなかったことが問題であったと思うので、定期便を確実に送付できるようにしていかなければならないと思う。 年金加入者の住所の管理や、未送達となったときのフォローをしていくことが重要だと思う。
1777	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	(6)については ありません	特に年金受給者の生活に直接関わる(年金額)問題。 公に問題にされ始めたときです。	与えられた任務の中でできる限りの努力をしました。 あまりにも膨大な事務量を正確に処理するには時間や職員の数が少なく 満足のできる結果でないと思われます。
1778	地方庁	その他(社会保険事務所)		ねんきん特別便や定期便、黄色便などで本人の可能性のある未統合記録を継続してお知らせしていく。 お客様と直接接触する担当者としては、相談対応時に氏名確認等を怠らず、記録確認を一件一件徹底する。(現在でも、氏名検索の不徹底による統合漏れが見受けられるため。)	厚生年金については期間照会の事務が通常業務として行われており、また、氏名検索等で可能性のある記録を見つけても、お客様に対して会社名を答えてはならなかったので記録漏れはやむを得ないとの認識があった。 国民年金についてははじめて担当した平成12年度～14年度の間に、本人が領収書を持っているのに未納となっている事例があることを知った。(非常にレアなケースだと思っていた。)	問題を認識した当時は、お客様からの「届出主義」が当たり前であったので記録漏れはやむを得ないものと思っていた。 反省点としては、オンラインで氏名検索が可能となった時点で、氏名検索で本人の可能性のある記録の情報提供を可能としていれば、現在の未統合の記録の数がかなり減らせたと思う。 (年金記録問題が全国的な問題となった平成19年までに相当の時間が経過し、受給者の死亡や高齢化により、解決をより難しくしてしまった。)
1779	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	過去の記録に精通したOBを活用し、多くの人員を投入して、短期集中的に取り組むべきだと考えます。	公的年金制度の信頼を失うかもしれない、危機的な問題。 メディアで取り上げられ、知りました。	信頼回復・不安解消に向けて、丁寧な説明を行い、被保険者・受給者の立場にたった対応を心掛けました。 急務だったとはいえ、人員配置や記録整備など全てにおいて体制が整っていない中での業務となり、年金記録問題だけではなく、平常業務にも支障をきたした。緊急事態時には、業務の取り捨ての判断を全国レベルでするべきではと考えます。
1780	地方庁	その他(社会保険事務所)			職場が変わる度に、新しい年金の番号を払い出す被保険者がおり(本人の自覚等もあるでしょうが、年金手帳が分からない為、その都度新しい番号をつくるなど)年金受給に結びつくか疑問に思ったことがある。結果、現在のように記録漏れにつながり、最初からきちんと記録を管理できるシステムにすべきだったと思う。	被保険者の過去の職歴など確認し、新しい年金番号を払い出さないよう努力した。 今でこそ世間では年金に関心を持っている人が多くなったと思うが、昔からもっと分かりのいいもので記録管理できれば良かったと思う。(コンピュータでなく手作業で管理していた時代は、限度があったと思う)
1781	地方庁	社会保険事務所課長級以上		マスコミを活用した広報の強化	一人がいくつもの年金番号を持っている場合は、年金請求時や何かの機会を捉え、番号の整理をその都度していましたが、記録を思い出せなかった期間は年金に反映しないこととなり、本人にとって不利になっていまう。 行政のトップがもっと早く対策していなければならなかった事と思う。	・統合帳を廃棄したこと ・旧台帳を電算化しなかったこと ・旧台帳を電算化しても事業所記号を入れなかったこと ・当時住所を管理していなかったこと
1782	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	期間調査、再裁定、ともに回答が出たり決定するまでに時間がかかっている状況であるため、人員を確保し早期解決に努めるしかないと思います。	年金は申請主義で行われていたため、問題として認識せず業務を遂行していました。新聞報道により知りました。	年金記録について本人の申し出がないかぎり、本人の記録と思われる記録が存在していたとしても社名までは本人には教えずにいたこと、こちらが会社名を言えば思い出す人はたくさんいるわけで虚偽の申し出をする人はほとんどいない。受給申請する際にはきちんと記録を確認させてから決定すべきだったと思います。定期便のように被保険者のときから自分の年金記録についてお知らせは必要だったと思います。窓口業務においては本人と思われる記録についてなるべく基礎年金番号に統合できるよう努力しました。
1783	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		申請時点で、登録として考えていました。平成19年頃です。	
1784	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	厚生年金については紙台帳がかなりの精度で残っているので、年金記録と台帳を突合するしかないと思います。人と時間はかかりますが、解決にはそれしかありません。台帳を読む作業は、私の経験上、相当のノウハウが必要です。年金機構発足によって職員の数は減りますが、解決のためには熟練した職員が必要です。 国民年金については社会保険事務所の情報の下敷きになった、市区町村の台帳がすでに廃棄されているケースが多いので、解決は不可能と考えます。未納か納付かの判定が難しい以上、ケースを示して大胆に認めるしかないと考えます。	10年ほど前に期間調査の業務に携わったときに、紙台帳上の記録がコンピュータに入っていないことに気がついていましたが、窓口ではケースバイケースなので、これほどたくさんの記録が問題になるとは思っていませんでした。 また若い人で年金番号が複数ある人については、年金請求時に職歴を確認してきちんと整理されるのだから、これほど問題になるとは思っていなかったというのが正直なところです。基礎年金導入前は保険証発行を急ぐなどの理由で、年金手帳の新規払い出しは日常茶飯事でしたが、むしろそれを被保険者や事業所などに求められることのほうが多かったので、そこに問題意識はまったくありませんでした。	記録の改ざん問題を除き、コンピュータのシステムの問題が大きいので、昔は今のようなコンピュータの時代ではなかったので、ある程度は仕方がないと考えています。 しかし、問題化してからの対応策は場当たり的ではなかったかと考えています。コンピュータ上の記録を中心に問題を解決しようという方針でしたが、それは本末転倒です。問題解決に向けたタイムスケジュールと人員削減が同時平行して進んだため、仕事の制度は正直満足のいくものではありません。 私は現場の一職員ですので、被保険者、年金受給者のために課せられた仕事を一生懸命やるだけです。しかし課せられた業務の方向性はブレていたと考えます。
1785	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員全員で、取り組むこと。	老後の生活に大きく影響を与える重要な問題。 一昨年の12月頃	間違いのないよう、一件、一件に対して確実に処理を行う。 一人、一人が記録問題に対する意識を持っていないのでは…
1786	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくになし	時間はかかりますがやはり一件一件台帳との突合などをして解決していくしかないと思います。 今は照会があった人の記録のみ補正を行っていますが、台帳と照らし合わせて0000の記録に事業所記号を入れていったり、名前も何も入っていない記録を補正したり、すべての旧台帳のカセットオープンしてりして、たくさんの職員が何度も同じ作業をするのを減らした方がいいと思います。 事務所によって様々だとは思いますが、記録問題に積極的に取り組む人とまったく取り組まない人がいますが、全員で取り組むようにトップダウンで指示しなければ解決までの時間が予想より長くかかると思います。 記録問題に取り組むことができる時間を増やすため通常業務の処理方法などを見直す。 記録を調べるスキルが人によってかなりの差があるのでそれを埋めるためのマニュアルを作成する(今までとは違う素人が見てもわかるような要点を絞ったわかりやすいマニュアルで) 全国の全職員でLANをフル活用して情報共有 現場の意見を反映させる	私がこの問題を知ったのはニュースなどの報道です。 正直な感想としては、今までの記録の管理が本当にひどいものだと思いました。報道などでずさんや怠慢などと言われてもしかたがないなと思いました。 また何億という記録を整備していかなければならないというこれからの業務に大変だな実感しました。 過去のわが社が行ってきたことは被保険者の方々には本当に申し訳もできませんが、ただこれから現役の職員が一丸となって全力で取り組んで1日でも早く1人でも多くの方の記録の回復に努めなければならないと思いました。	私は在職年数も短く年金に関しての知識も深いわけではありませんでしたので、年金制度の今までの変遷や事務処理方法などを調べたり、先輩に教えてもらいながら自分の知識を深めていきました。 また平常業務の間の時間や業務時間終了後に積極的に協力しました。私個人の力では微力ではありますがとにかく1件1件取り組んでいきました。 過去の反省点としましては、 組織として今まで記録の整備ができていないことを理解していながらほとんど何も行動を起こさなかった。 上級官庁の厚生省のｶﾞﾊﾞﾅﾝｽが働いていなかった。 年金についての教育や広報が徹底されておらず結果的に国民の年金に対する知識や問題意識が欠如していた。 年金記録を管理するシステム自体にも問題があった。 現在の定期便のような被保険者に対する情報公開がされていなかった。 など他にもたくさんあると思いますがこのような例もあると思います。
1787	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	年金記録を専門におこなう係りを設ける。そのためには、人員がかなり必要になると思いますが、事務処理は早くなると思います。	早急に解決しなくてはならない問題だと思っています。 平成19年頃から年金記録問題の対応をおこなってきました。	親切・迅速・適格な対応をこころがけました。
1788	地方庁	その他(社会保険事務所)			社保庁側、被保険者側双方の管理不十分及び意識の低さが招いた問題と認識していました。未統合の手番が多数存在することは、年金給付課を経験した者であれば皆知っていると思います。	当たり前のことですが、年金請求受付時には、本人に記録を提示して確認してもらう、氏名検索等を必ず行う、等をきっちり行うよう心がけていました。 記録もれに対する社会保険庁の認識の甘さがここまで大きな問題となった一因だと思います。また、被保険者に対し、年金番号を自分で管理保管する必要性の周知が不足していたことも大きな原因と考えます。
1789	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	知識のある記録問題の担当職員人数を増やし、1件1件を確実に解決していくのがよいと思います。	年金記録問題はテレビ等で騒がれたのと同時期に知りました。私は平成20年頃に国民年金の記録調査担当をしていましたが、納めてある年金が記録に残っていないこともありました。そのような記録を見ると基本的な記録の管理ができていないと感じ、憤慨を憤ねる大きな問題と認識し	窓口・電話でのお客様に対し記録問題について真摯に対応しました。また記録を調査する際も丁寧に調査していました。反省点については「記録をきちんと管理する仕事ができていなかった点」と「今まで記録が異なっているのがわかっていながら放置してきた点」があると思います。
1790	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題としてクローズアップされる前は、各人が年金請求時までに記録を一本化していくという流れであるものと認識していたが、宙に浮いている状況には間違いなく、またこれ程に誰のものか特定できていない年金番号があるとは思いもしなかった。 年金記録という性質のものであることから考えるに、記録管理という観点からは社撰といわれても仕方がない状態である。また、このような形でクローズアップされてしまったが、基礎年金番号導入時から本人への特定作業を外部から指摘される前に進めておくべきであったと思う。	まずは、カセット記録としてオープンされていない記録が、まだかなりあるので、これを早く開いてほしい。 氏名と生年月日しか情報がないなか、結局本人の記憶に頼ることになり、本人記録なのか別人記録なのか判断していくのは、極めて困難と思われる。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1791	地方庁	その他(社会保険事務所)		未統合記録は全件確認して、統合先記録が存在しない記録を抹消する。 標準報酬、国民年金納付は、修正、納付されたと推察される案件のみ対応する。	[redacted]本人が請求していない未整備の記録があると認識していた。 名無し記録や、記録にも起こされていない紙記録があるとは知らなかった。	本人記録の特定を行い、記録整備や年金額の再裁定事務を行っていた。 一連の報道等による誤解(責任は確かに認めますが、それ以上のもの)、一方的な責任転嫁、悪役化などによる応対件数、時間などの増加や延長のための業務への支障。
1792	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じあげません。	上記の問題について存じあげませんが、一人一人の職員の仕事に対する自覚をもって、仕事に取り組むことが、必要と思います。	一時的な流行で、すぐに終息するような問題であると安易に認識していましたが、マスコミ等が大きく取り上げため、日本全国の国民の皆様が、年金に対して、不安が募り、事務所等に一斉に相談しに来所されて、事務所がいっぱいになって溢れたときに、大変な問題であると認識しました。時期的に平成17年の後半の時期です。	京都南の国年業務課に配属されていまして、年金記録問題に対して不安を持っているお客様に対して、納得していただく用に説明しました。書類の整理等できていなかった点が反省点です。
1793	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	人員増員によるチェック体制の強化であると思います。これには、外部委託ではなく、社会保険労務士に確認がいいとおもわれます。	年金記録問題はゆゆしき問題であると認識しております。この問題の存在を知ることになったのは、国会やテレビ番組報道にてでした。	お客様にとってみれば、今まで信用してきたものが、間違いであったとの認識での来所。お客様の記憶と当所の記録を照らし合わせ、納得と理解をしていただけるよう情報を 提供しました。 また、現時点でみたこの問題は、紙台帳から電子記録にした時の社慣な管理体制と事後の検証がなされていないことです。
1794	地方庁	その他(社会保険事務所)		お客様の信頼を回復するために、お客様の立場にたった物事の考え方で、 仕事を進めていければと考えております。	年金請求時に本人に確認とれなければ、別人記録として扱い、処理を進めてきましたのが、現状です。	やはり事務をこなすだけで、お客様の立場にたって考えていなかった事が、反省点として考えております。
1795	地方庁	その他(社会保険事務局)		国民年金、厚生年金の記録についてお客様に詳しい情報を確認いただいて、現在の記録を定期的に確認いただく方法が良いと思います。	一人ひとり将来受けとる大切な年金の事なので、安易な考えで解決できない重大な問題だと思います。	少しでも早く正確に正しい記録をお客様にご連絡できるように、調査等行いました。この問題についての反省点ですが、基礎年金番号のように一つの番号で記録を管理できるシステムが早くにできていたら、一人に複数の手帳番号を交付しなくてよかったのではいかと思います。また、お客様の大切な年金を扱う業務であるという意識も大切だと思います。
1796	地方庁	その他(社会保険事務局)				
1797	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	まずは社会保険庁や各事務所で管理・把握している記録すべてをどこの事務所においても確認できる状態にすることが重要と考えます。新しい記録が判明する度(WM上に収録される度)に、同じ方に何度も記録のご確認をしていただくことは国民に不信感を与えてしまうと思います。 また、同じ方の記録を複数の事務所で調査していたりする場合があり、煩雑なので、調査についての経過や結果を事務所間等で共有できるようにすることが必要と思います。 その後、国民のご協力とご理解を得つつ、一つ一つ、一人一人の記録を確認・整備していくことが必要と考えます。	国民に納付していただいた保険料を正しく年金として受け取っていただくことは当然のことであり、記録が間違っていたり、正しくないというのは重大な問題であると思います。したがって、記録を正しくしていくことは、私たちの責任・義務であり、やり遂げなければならないことであると思います。 年金記録問題の存在は、入庁前にニュースで知りました。	「間違いや訂正がある」との回答については、できる限りのことをし、これからの記録については問題が生じないように処理していくことをしています。 反省点としては、その時々の処理後の確認が不十分であったのではないかと思います。
1798	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	予算上の制約や政治的な動きに左右されざるを得ない部分はあるのかと思いますが、再裁定業務の迅速化等、確実かつ効率的に事務を行っていくことしか評価される(解決する)ことはないと思われます。	元来、基礎年金番号制度ができるまでは、そもそも複数番号がありうる前提で事務を行っていたものであり、コンピュータ化や基礎年金番号化を経て徐々に改善していったものと認識していました。日々の煩雑な事務の中、多くの手番が残っていたことは正直知りませんでした。	現在は基礎年金番号制度の中、一人一番号となっており、いわゆる「宙に浮いた」といわれる事象がおきることは考えにくいが、事務処理誤りは現実に今でも起きている以上、事務処理誤りが起きないシステムが必要ではないでしょうか。
1799	地方庁	その他(社会保険事務所)			社慣な記録管理がもたらした問題。	一人ひとりの記録を昇実に正常に戻すよう、お客様に対しても、誠意ある対応を心がけている。
1800	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			滞納事業所に係る保険料徴収の困難さで、事業主を含む役員の給料遅配や数ヶ月の未払いなどの実態を確認しての遡及月変の指南をするやり方は徴収課での滞納整理としては前々から行われていたと思います。ただし、保険料の徴収率UPのために全喪届後に滞納保険料を減額したり、なし(0円)にしたりする不適正な遡及訂正処理は、やはり問題があると思います。まして、事業主や役員でもない一般従業員の報酬を不適正に遡及して下げるのはもってのほかであります。 私が徴収課へ配属された平成11年度以前には徴収率万能主義の時代でり、徴収率UPのため	私の場合には、当時の徴収課へ配属される前に業務課(適用・調査)の経験がなかったため、算定や月変の知識すら知らなかったので、徴収率UPの手法として月変や算定の遡及訂正届を出させるという発想もなかったが、業務課を経験し、徴収課も2度や3度目のベテランである職員は、徴収率万能主義の当時では分母べらしに奔るのもわかります。 国民年金の免除問題も同じように、分子である保険料の徴収に限界を感じたら、徴収率万能主義時代では分母べらしに建策することが必然となってくるという状況が存在する。
1801	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。	年金記録問題は、中央と地方の年金記録管理に対する認識の甘さ、制度設計の強引さ、さらには国民、企業に管理の負担を任せすぎたことにより複合的な原因で起きた人災であったと認識しています。昔の紙台帳においては、振り仮名がなかったり、何と書いてあるか決めないものもたくさんありましたし、オンラインになって以降も相互チェックが十分にできていなかった等の問題がありました。制度については、一人について複数の年金番号が付されることは、制度設計の段階において十分予想される事であるにもかかわらず、その管理について事業所や個人に丸投げし、国としての十分な管理を怠っていたと思います(但し昔はコンピューター等もなく、実際の管理は非常に困難だったと思います。)また、国が管理する以前の問題として、本人情報と国が保有する年金記録の同一性をどのように担保するか、という点があると思います。例えば、市町村が保有する戸籍、住民票の情報や事業所が提出する被保険者情報と年金記録が一致していることをどのように社保にて確認できるか、、ということです。現在は国民年金等は住基情報等により確認しますが、20歳前加入の厚年新規取得者の確認をどのように行うのか等本人担保は事業所に任せている状態ではないかと思います。ただ、このような問題は実際に存在していることを知ったのは当然入庁したあと数年たって、ある程度経験を積んでからでないとわかりませんでし	この問題は個人としての管理に対する認識を強め、相互チェックや的確な事務を行うことしか無いと考え、それを実行してきました。今後このような問題が起きないようにするには個人レベルではこれ以外に無いと思います。後はシステムとしての管理の問題であり、その管理を社会保険のみの情報で行うのか、もしくは市町村、労基署、税務署等の情報とリンクさせて行うのが良いのか、答えは明らかだと思います。
1802	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。。	被保険者や受給者等に接する機会があるごとに被保険者期間の確認を行うこと。	昭和63年当時、厚生年金の期間調査を行う際に、カセットに収録した記録など、未整備の記録や一本化されていない記録が多くあることを認識していました。厚生年金の台帳の氏名にフリガナが振られていないものが多数存在しており、どの様に記録をオンライン化するのか疑問でした。戦争中に始まった制度であり、コンピューターの導入を前提としていない。また、被保険者の方が年金手帳を所持している、あるいは、職歴を覚えておられる、あるいは、複数の年金手帳を1人の方が持たないことを前提に制度設計していると考えられ、オンライン化は困難であると感じて	期間調査が提出された際に、提出された方が認識されていない記録であった場合、お客様ご本人に確認し、対応していました。年金受給の手続の際等に同様の対応をしていれば、これほどまでに登録されていない記録はなかったと思われます。少なくとも基礎年金番号導入時に現在の特別便と同じ作業をすべきであったと思います。また、フリガナは不完全であっても、紙の記録をすこしづつ、オンライン化すべきであったと考えます。
1803	地方庁	その他(社会保険事務所)			大規模な問題として、今後忙しくなると思ったと同時に、何故こんな事例があるのか疑問に思いました。 平成18年の又過ぎ頃に知りました。	お客様に対して、とにかく正常な記録を結びつけようと思った。 コンピューター化の時と基礎年金番号導入時に、もっと厳密な方法で実施しておけば良かったと思います。
1804	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	なし	戦前から年金制度がありましたが、もちろんコンピュウタがない時代なので記録もれが若干おきるのはやむを得ないと思いますが、オンライン化をはじめる時期が遅すぎたことや本庁が委託業者等に丸投げしたことが悪い。採用されてまもなく知ったが、こんなに記録がもれているとはおも	国民にご迷惑をかけ、反省しています。記録もれも多々発生しており、年金受給者も高齢であることから、平日夜間遅くまで、土日も休まず対応しています。
1805	地方庁	その他(社会保険事務局)	無し	記録問題解決する職員と窓口担当の職員の大きく二分割し、それぞれの業務に取り組む。	採用されてから業務経験が無かった為、記録問題というものはニュースになってから知った。	自分の仕事を要領に沿って行うこと。 効率や手間の削除を優先したいところだが、 仕事の方法が正しいかどうかの判断を忘れないこと。
1806	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	片手間でなく、記録問題に専従の職員を配置し、市町村と連携してその情報を活用した対応を行う必要があると思います。	年金事業に対する信頼を損ない、保険料の納付意欲をそぐ問題であると思いました。問題が存在するのを認識したのは「宙に浮いた5000万件」の記録があると報道され始めた頃です。	お客様とお話する機会があったときは、基礎年金番号制度が始まる前に制度、転職した会社ごとに番号が払いだされていた経緯を説明しました。反省点は、記録の管理についてのチェック体制が不十分であったことが挙げられます。
1807	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	ねんきん特別便を基本として、国民の皆様の協力を得て、1件1件確認していくしかないと思います。 ただし、社会保険庁の記録が誤っているということを強調するのではなく、年金制度がどのようなものか、どういうときに記録漏れがおきやすかったか、など、皆様に理解を求める方向で広報ができれば、確認作業も進めやすくなるのではないでしょうか。たとえば、就職したり、退職したりしたとき、自分自身も年金の手続きが必要であることを意識してもらえるよう、周知を図ることも必	この記録問題が、表面化するまで、知らなかったことは多いです。期間照会を担当したこともなかったので、ほとんど問題意識を持つことありませんでした。年金記録は、WMで索引するか、マイクロで探せば見つかるものと思ってました。今回、記録整備などの仕事にかかわり、名前も生年月日もない記録が、たくさんあり驚いています。	今、社会保険庁の持っているデータをできる限りわかりやすい状態に整備しなければならないと思います。これは、個人個人で意識してできることではなく、組織として世間に流されない方針を持って、進めていくべきだと思います。今後は、厚生年金も、国民年金も、適用に力を入れ、国民の皆様が安心して保険料を納めていただける制度にしていかなければならないと思います。
1808	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	早期解決のためには人員不足を解消してほしい。	年金給付業務に在籍した時に、未統合、未整備の記録があることについて、年金請求時に判明、統合できないと、そのあとで記録統合することはかなり難しかった。現在のような記録の通知もなかったし、記録問題を解決するための機会が少なかった。	当時、記録の判明、統合には、被保険者からの明らかな証拠提示や、内容の聴取、確認ができなければ、基本的には統合できないこととされていたため、未統合記録があっても統合できず仕舞いになることがあった。もっと積極性が必要だったと思われる。
1809	本庁	その他(本庁)		審査基準を緩和するというが、本末転倒な話である。	昔からの職員の意識。	マニュアル通りの対応、コンプライアンスの遵守。
1810	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録問題を専門に扱う部署を設置しマンパワーを有効活用する。 知識あるOBの力を借りる	年金記録問題は厚労省全体の問題と思っていました。 年金記録に住所が入っていないのはおかしいと思っていたが、年金記録問題と認識したのは、テレビで騒がれだした平成19年頃です。	とりあえずは期間照会を出すよう指示していました。 年金番号を払い出しするときに住民票を添付させていれば良かったと思います。40歳や50歳で新番払い出しするのは別番号があるのではないかと調査をすべきだったと思います。
1811	地方庁	その他(社会保険事務所)	すべて出し尽くしているのではないでしょうか	各事務局および事務所での記録問題のスペシャリストを結集し、また、それにかかる適正な人員を配置し、早期解決に取り組む。 安易な外部委託こそ危険。 とにかく、この問題を早期解決するのには現職員や元職員等の智恵を結集し、冷静に対処しなければ早期解決はありえない。	いずれ起こるものではないかと思ったが、マスコミの過剰報道で冷静に対応することが不可能となった。	とにかく、冷静かつ沈着な態度が肝要。 記録整備や再裁定の時間がかかりすぎていることが今の問題となっており、とても現場では対応できなくなっている。 このアンケートを作っている人。 あなた方は現場でどういうことが起こっており、対応している職員や謝金職員がどういうことを言われているのかわからないでしょう。たまには三ヶ月ぐらい窓口に張り付いてお客様の対応をし
1812	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	紙台帳の時を知らないので、特にありません	念入りに突合作業をするしかないと思います。	基礎年金番号導入の直前に年金給付課で審査しているとき、複数の手番を持っている人が結構いたので、確認作業が大変だった。基礎年金番号制度が導入されてよかったとこころから思った。	ご本人に根気よく、聞き取りをして、年金の買いそこないがないよう苦心しました。 ITがない時代に、戦前から、先駆方がインクの手書きで台帳を作成してあったことには、頭がさがります。しかし、制度のなかで、被保険者と事業主の方々に年金手帳の保管のこと、年金番号や領収書の大切さについて、各種銀行の預金通帳と印鑑と同じくらい重要であることを認識させずにきたことが記録問題につながっていると思います。 おたがいに批判するだけでは、不信をあおるだけです。時代の流れもあります。誰のための年金制度であるかという原点にもどって、今後、このようなことがないよう、いまの業務について、お客様の立場になって考え、行動やしていきます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1813	地方庁	社会保険事務所課長級以上			主に、昭和61年4月基礎年金制度及び平成9年1月基礎年金番号導入時。	＜反省点＞ ・国民年金(市区町村窓口)と厚生年金(事業主)対応相違。・・・住所管理等 ・カセットオープン及び氏名収録ない記号番号等について地方からの要望に耳を貸さなく記録問題が生じるまで対策をしなかった。
1814	地方庁	その他(社会保険事務局)		基礎年金番号欄に否定された手番を登録できるようにしてはと思います。会社名まで提示しても否定されたにもかかわらず、何度も本人へ確認をしていくのは効率的ではないと思います。	テレビ等の報道でその問題を知りました。時期は詳しくは覚えていませんが、平成19年の夏頃だったと思います。 私は年金は定期預金のような物だと思ってました。その考えでていくと、預けたお金が無くなったという事になります。国の機関としてあってはならない事だと思います。	現在の担当は裁定センターなので直接お客様と対応する事はありません。しかし裁定するにあたり浮いた記録を発見することは可能だと思うので、請求される方の記録が正しく裁定されるよう心掛けています。 それが私にできる信頼回復への方法だと思い、日々仕事をしています。
1815	地方庁	その他(社会保険事務局)	国民年金第3号被保険者記録がしっかり確認されずに、現在も 管理されていることだと思います。現在、年金加入記録の基礎年金ファイル上では、一続きの取得から喪失の加入記録として画面上表示されますし、 特別便・定期便でも第3号期間は納付済期間として表示されています。 しかし、国民年金ファイルの記録画面(記録者の被用者年金加入記録と 第3号被保険者期間が同時に確認できる画面)で確認すると、 記録者の被用者年金加入記録と矛盾することが分かります。 社会保険庁で確認することができるのに、被保険者へ正しい記録を 伝えず、記録を訂正する機会さえ奪ってしまっているのが現状だと思います。 確かに、国民年金の適用勧奨などの折、被保険者へ伝える機会は 多少ありますが、それでも万全であるとは思うことができません。 被保険者へ、第3号期間が誤っているという連絡を行う機会が なければ、被保険者の記録訂正の機会、また、第1号被保険者としての 納付の機会を奪うことにもつながると思いますし、実際に、時効の関係により 納付の機会を奪われた方を幾度も目にしてきました。 以上のように、国民年金第3号被保険者期間を正しく被保険者へ 伝えることができていない現状は問題だと思います。	最も確実な対応方法は、定期便で被保険者へ記録を送付する際、 記録者の被用者年金加入記録を部分的に(資格記録のみ)記載し、 被保険者へ注意を促すことだと思いますが、被保険者自身のものでは ない加入記録を記載するのは個人情報保護の観点上問題もあるかと 思います。そのため、(6)に挙げた国民年金ファイルの記録者画面を、 機械的にチェックし、記録者が別の事業所に加入したり、被用者年金の資格を喪失したのに第3号被保険者になりっぱなしだった場合などに、 定期便の加入記録へアスタリスクと注意文を記載して、注意を喚起する などの方法をとることができると思います。	年金手帳記号番号の状態のまま、基礎年金番号へ統合されていない ものは、裁定請求のときに最終的に統合されるものだと考えていました。 入庁当時から、浮いた手帳記号番号が存在することは知っていましたし、 問題判明以前は年金給付業務にも携わっていなかったため、裁定済の 受給者のものと疑われる番号が見つかっても、別人のものとしてすでに 確認されているものと思っていました。	業務にて年金手帳記号番号を統合する機会があれば、積極的に 被保険者へ確認し、統合手続きをとるようにしていました。 平成9年の基礎年金番号付番時に、綿密な計画を立て、長期的に 浮いている記録を減らしていく努力をしていく必要があったと考えます。 また、オンライン化した加入記録を索引しやすいように整備しておく必要も あったと思います。
1816	地方庁	その他(社会保険事務所)			適用課に在籍中に基礎年金番号が導入され、厚生年金の安易な手帳番号の付番が抑制されたが、導入前は生命保険会社を渡り歩くような形で短期間の厚生年金を掛ける女性が多かった。 旧姓で掛けたり、名前と生年月日が一致するがほかの決め手がないために、同一人物と確定できず、重複の疑いがあるという知らせを送るぐらいしか当時は出来ないでいた。将来、年金を請求する際、自分でそういう期間を把握されていればいいが、きっと忘れてしまうだろうなあと漠然と感じていた。当時は大手の生命保険会社から大量の資格取得届が提出され、そのほとんどが新規加入者(手帳付番者)で、そして、大半が重複の疑いがある人が多かった。 加入期間も大体、3ヶ月程度で、すぐに喪失してしまうため、本人も自覚のないままに厚生年金に加入してたと思われる。 近所の友達に誘われたり、セールスレディに勧められて、生命保険会社に勤務してみたけど、続かなくて辞めました・・・というケースは多かったと思いますが、そのケースの大半が無自覚に厚生年金に加入しているようです。実際、窓口で氏名検索して生命保険会社だった場合、大半の方は加入していたことを知らないケースが多いです。	新規付番時に重複疑いがある旨のお知らせ文書を同封し、お知らせするようにしていたが、事業所の担当者がしっかり見ておられたかは不明です。当時は大量の資格取得が提出され、その審査と入力に時間が割かれていたので、十分な対応はできなかったように思えます。ただ、そういう経験があるので、女性の方で旧姓がある方や、氏名検索で生命保険会社がヒットした場合、生命保険会社に勤務したことがないか確認はしております。 今は基礎年金番号が導入されているので、重複付番の可能性は低くなりましたが、当時のことを考えると今の制度になったことはいいことだと思います。
1817	地方庁	その他(社会保険事務所)		今行っているように、同一人物の可能性が高い人に 電話や手紙などで地道に確認をとることがよいと思う。	平成14年に採用されたが、未統合の番号については 裁定時までに統合すればよいという雰囲気があった。 また問題はマスコミ等で報道されるまでほとんど知らなかった。	自分はこれまでも相談等で来所した人には、 氏名索引等で未統合の番号がないか必ず確認するように していたので、引き続き徹底している。 今回の問題が起こったのは、古い記録でWMに収録されていないものが 多くあったのが原因ではないかと思う。
1818	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	抜本的な解決はないと思うが、地道に記録問題に向けて迅速な記録処理を行っていくことだと思います。	過去に認識していたということはなく、報道関係で初めて実感を知った。	記録整備に対して迅速かつ正確な処理。制度の周知不足。
1819	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1820	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		年金記録問題は、長い年月を重ね積み重ねられてきたもので解決するには相当な時間を有します。しかしこの問題は年金制度への不信を招き制度の根幹を揺るがすあってはならないことですから、いち早く解決することと再発防止に努めなければならない非常に重要な問題だと認識しています。 存在することを知ったのは、問題が起きたときです。	そこなったと言える信頼を回復できるよう、まずお客様の話を聞き、意見要望等があれば、上司へ相談・報告しました。そして、なにより一刻も早く一件でも多く解決できるよう努めました。 反省点としては、年金の記録は後に決定される年金の大事な原資であるにも関わらず、その確認を被保険者主導で数十年たった年金請求時に確認できるものとして認識していたこと。 平成9年の基礎年金番号導入時の記録の確認・追求が不十分であったこと。 年金制度が理解されていないこと。相互扶助ではあるが制度に接する機会が成人するまでほとんどなく、その重要性に気づけないこと。
1821	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			基礎年金番号通知を交付した際(H9年)に、他番号の回答票を業務センターに返送する仕組みになっていたが、登録処理されなかったのではないかと思っている。その時、整理されていたら件数が減っていたと思うが、「年金請求時に統合されるのだから急ぐことはない」という雰囲気であり、そのままに納得した。請求時の検索等に各自の当然の努力はあったと思うが、本人が忘れている勤務先等、多くの「宙にういた年金」が存在するだろうことは感じていた。自身にしても、1ヶ月の記録というものを、大事で大事でという扱いではなかったと感じている。	職場全体の認識の認識として、疑問を持たなかった。 職員が怠けるために手を抜いたように報道されているが、職場に記録管理の重要性が染み込んでいれば、各作業工程において徹底した管理や移行作業はできたはずなので、組織全体の意識の低さは、上部の意識の低さそのものであると思う。また、物理的な人員不足の状況で「ともかく終わらせる」という効率優先にせざるをえない状況に職員を追い込むというスタイルは、現在も変わらないように思う。「いついつまでに全て終わらせる」という公表があって、現場に指示が
1822	地方庁	その他(社会保険事務局)		WMで、確実に検索できること。 すべての事業所名の収録が必要・・・資格記録回答に印字できること。	正確な記録に基づいた年金給付は当然であり、古い記録の未収録・あまりに多い誤入力社慌てさに驚きました。 組織全体での早急な対応が当然です。 予想外のこれほど深刻な事態は、記録問題がマスコミで取り上げられてからです。	組織全体で早急な対応が必至です。 一人ひとりのまた組織としての業務に対する責任感・地方庁と中央の認識の違いがあったと思います。
1823	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	特にありません。	わかりません。	特にありません。
1824	地方庁	その他(社会保険事務所)		最後の一人、最後の一件までひたすら丁寧に対応していくしかないと思います。	一点目は、基礎年金番号通知書を送付した際、基礎年金番号に収録されていない年金記録について、国家的な呼びかけ、お客様にとって手続きしなければならないことは何なのか？説明に乏しかった。 二点目は、社会保険業務センターで管理している年金記録について、どのような記録がどういう形で管理されているのか？紙で管理しているもの、マイクロフィルムで管理しているもの等の詳細把握についての知識が乏しかったこと。	確かに社会保険事務所は今も昔も、また、他の官署と比べてみても忙しい役所であると思います。 しかし、現在は住時の2分の1または3分の1の人員で業務遂行していることを考えれば、人員が多かった時分に、組織として問題意識を自らが持ち積極的に取り組むべきであったのではないかと思います。
1825	地方庁	その他(社会保険事務所)	オンラインシステムの国民年金ファイルについては、処理日が残るものが、健保厚年ファイルにくらべて圧倒的に少ない。 1号取得入力日がわからないが、1号の取得については20歳時点や、厚年喪失時点など、納付の時効を含む未加入期間すべて遡及する取り扱いにもかかわらず、「いつの時点」での処理を行ったかの履歴が一切残らないため、被保険者からの未納期間の不服申し立てなどに、状況証拠や推測でしか答えることができない。	オンラインシステムの改善。 窓口や電話で応対した未納期間の不服申し立ては、「この時に届出をしている」ことが明らかであれば、時効の説明が容易につくものが大半だと感じた。 年金記録を管理する公的機関として、被保険者からの問い合わせに明確に答えられないのは、過去・現在に年金に加入している被保険者にさらなる不信感をいだかせると思う。	平成18年(年金問題報道後)に認識した。 死亡されている人の記録はさておき、5000万件も未統合記録が残っていたこと、紙台帳の管理や帳票が都道府県ごとにまちまちで調査が容易でないことに驚いた。 窓口や電話対応をするにあたり、制度に対する被保険者の知識の低さを感じた。	可能な限り、被保険者の方にわかりやすい説明ができるよう対応した。 制度の説明のため、古い年金制度や当時の管理方法も、年配の職員に指導を受けた。 年金問題の反省点は、社会保険庁としての制度の周知が不足していたのだと思う。市町村の広報や、社保庁から事業所あての広報だけでは範囲が狭すぎたのでは。 年金番号は、厚年喪失後は速やかに国年の手続きに行く必要があることすら知らず、勤務先から年金に関する説明を受けていない・厚生年金に加入していてとすら知らなかったという声が多い中で、新聞広告やテレビなどを通じて誰でも目にする形で少しずつでも制度の説明をする必要があった思う。
1826	地方庁	その他(社会保険事務局)	私自身の知っている事より、新聞報道やマスコミ報道等で新たに知らされる事の方が多いのでありません。	少しでも早く、解決するため過去に年金記録の整備や名簿や台帳の照合に携わってた人を多く配置し、正しい記録の整備に全力をかたむける。単純に人員を増やすだけでは、複雑な名簿の変遷など余計に時間がかかると思われます。	年金の窓口や期間調査の窓口でお客様の記録を確認するときに、ご本人の記録か確認できないことがままありました。古い記録であれば、当然思い出すのが困難な場合もあるのに、今のように全国のマイクロフィルムが検索できなかったのが非常に不自由でした。お客様に思い出してもらわなければ、本人記録と確認できなかったので、もっと早く取り組みをしていたら、消えた年金問題など起こらなかったのではないかと思います。 年金記録問題としての認識ではないが、確定できない記録があると認識したのは、7,8年前くらいからだと思います。。	少しでも、お客様の立場に立ってかけてこられた大切な年金が見つかるように、お客様のお話を詳しく聞き、記録を見つけ出す糸口をさがしました。会話の中でお客様自身思い出される事もあるので、話をじっくり聞くことは大切でした。 紙台帳から、オンライン化した時にもっときっちり整備しておけばよかったと思います。 新しい事業を行うときは、多少時間や人員が必要となっても仕方がないと思います。今の、年金の記録問題に必要なのは、誰が見てもわかる記録にすることです。それまでは、今までの知識豊富な人材を配置して効率良く取り組んでいく必要があると思います。
1827	地方庁	その他(社会保険事務所)	よくわからない。	今まで提出された記録の照会を早く回答する努力し、年金再裁定の処理を早急に行っている現状の方策以外ないのではないかと思う。	新聞等で年金記録問題が騒がれるようになった頃に、そのような問題が存在することを知りました。年金記録は国が管理しているものなので安心できるとそれまでは思っていましたし、お客様に対してもそのような認識で年金等の説明を行っていました。しかし、年金記録の不正等がマスコミ等に言われるようになり職員としても何を信じて業務を行えば良いのかという戸惑いを感じています。	通常業務に加え年金記録問題の業務も増えたため、気持ち的にはお客様に対して信頼してもらえるよう業務を行うよう努力をしましたが、なかなか思うように仕事が進みませんでした。年金記録問題に対して職員の数を減らし、謝金、賃金職員を増やした方法は職員の負担を一時的に増やすこととなったのではないかと思います。謝金、賃金職員のこの問題に対しての意識の持ち方にも疑問があります。職員一人ひとりが年金問題に対して真摯に向き合う現場を構築するのに時間がかかったように思えます。自分は、できるだけお客様の立場に立って仕事を考え、日々の

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1828	地方庁	社会保険事務所課長級以上	現在の年金記録問題の解決のために、「事業所調査」が後回しになっています。 ほとんどの届書について書面上の確認だけで、帳簿を確認できないため、本当に適正な決定なのかどうか、正しい内容で提出がされているのか、確認ができていないと思われます。事業所への指導ができず、結果的に、未来の年金記録問題を今作っています。	22年1月のねんきん機構発足時より、「過去」と「未来」の両方に軸足を置き、「年金記録問題の解決」に加え、「事業所調査」にも力を入れるようにすべきです。 全件の「事業所調査」を早期に完了することにより、適正な保険料決定が図られることに加え、新たな「年金記録問題」を生むことを防ぐことにも繋がります。 ただし、そのためには、当然ながら、効果的・有効的な人員配置が不可欠なのは言うまでもありません。	年金記録問題を認識したのは、一連の新聞報道等によってですが、それでもなお、その当時は私自身こんな大きな問題になるとは思ってもみませんでした。	自分自身の反省点としては、①届書をただ単に処理(こなして)いただけで、「年金記録問題」を防ぐ最初のハードルであるとの意識に欠けていたこと、②この事務処理が大事な年金支給に繋がると思って処理をしていなかったこと、が考えられます。少しでもそんな意識があれば、防げたものもあったかもと思います。そのことが大変残念です。
1829	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	個人情報保護もあり難しいですが、国民年金記録については戸籍附票から住民基本台帳上の住所と付け合わせをすることで、若干でも本人特定が進むと思います。 また、厚生年金加入者で特別便・定期便等の回答がない方については、事業所にも協力を依頼のうえ、算定基礎届等に再度記確認案内を同封し回答を促すことにより、番号統合が若干でも進むと思います。	大事な保険料をお預かりしている職場として、国民の皆様の信頼を大きくそこねてしまい、年金制度根本を揺るがす大問題だという認識でおります。 私自身は年金給付課で在籍(平成15年頃)のさい、紙台帳とコンピューター記録で一部誤りがあったことがあり、こういう間違いもあるんだとは思いましたが、ここまで全体で漏れがあるとは新聞等の報道がでるまで気づきませんでした。	記録問題がおきてからは、窓口・電話でお客様へ丁寧に説明をし、一つでも多く解決できるよう努力してきました。 反省点としては、現在のWMやパソコンの検索システムが以前からあれば、記録判明ももう少しスムーズに進み、お客様に何度もご足労をかけずにすんだと思います。
1830	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	お客様が来所されたり、書類を提出いただいたりといった機会に、可能な限り詳細な記録確認や調査を行う。 ねんきん定期便等、一定期間に経過をお知らせすることで、お客様が自身の記録を定期的に確認できる状態をつくる。	年金記録問題が取り上げられる以前も、基礎年金番号に収録されていない記録が多数あるという認識はありました。 記録問題の存在を知ったのは、報道等があった平成19年頃だと思います。	年金請求書を受付する際、また書類審査を行う際は、考えうるあらゆるヨミガナで氏名検索を行い、本人記録と思われる記録がないか調査を行った上で、記録について間違いがないか、お客様によく確認をとってから裁定をすすめるよう対応しています。 反省点としては、平成9年の基礎年金番号導入以降、年金記録問題について大きくとりあげられるまで、記録を確認する機会がほとんどもうけられなかったこと、その結果多くの方に記録の漏れが発生しご迷惑をおかけしていることであると思います。
1831	地方庁	社会保険事務所課長級以上	世間一般に知られていない問題はないと思います。	窓口応対では、お客様から照会・申し出のあった事項について1件づつ対応していくしかないと思います。 資格照会業務については事務局毎に集約センターが設置されていますが、 照会の件数が多い県・少ない県があると思いますので、事務局を越えた更なる資格照会・記録整備業務の集約化が進めば処理件数も伸びると思います。	基礎年金番号と統合されていない厚生年金・国民年金の記録があることは分かっていました。 しかしながらこれほど年金記録の不整備があるとは思いませんでした。 問題提起しておくべき事項だったと深く反省しています。	徴収課に属していますが、特別便窓口及び資格照会の回答業務を重点としています。 課内職員にも優先順位は年金記録問題であると指示しています。 反省点としては 結果的に「記録調査業務」は日本年金機構発足後も負の遺産として引継がれますが、自身の努力や工夫により、もっと未処理件数を減らすことができなかったかと思います。
1832	地方庁	その他(社会保険事務所)		絶対的に人手が不足していることは否めないと思われる。ただ人員を増やせばいいというものではなく、記録問題に関しての知識を持った職員の確保が急がれると思われる。また、職員間でも記録問題に対する知識の個人差が大きいと思われる。LANの掲示板等の活用がなされているが、よりいっそうの情報の共有化を進めることが、記録問題の解決のための方策の一つと思われる。	基礎年金番号に収録されていない手帳番号が多数あることは認識していたが、記録はすべてオンライン化されており、年金受給手続きの際には、全て判明されるものとの認識があった。 しかし、採用から2年後ほどして、マスコミ等で年金記録問題が取り上げられるようになり、初めて、年金受給者にも未統合の手帳番号が多くあり、また、オンライン化自体ができていない手帳番号が存在していたことを知った。	自身の対応としては、自ら積極的に何かを行なうということはなかったが、窓口や電話対応に追われるなか、一般業務と平行して記録問題にかかる業務 にも自分のできる範囲内で取り組めたと思う。 年金記録というものが、被保険者個人のものであり、将来にかかる給付などで必ず影響が出てくるものであるという認識が足りなかった点が、反省点として挙げられると思われる。また、制度発足時点から、一貫して一般世間への制度周知が足りなかったのではないかとも思われる。膨大な数の手帳記号番号もそれが原因の一つと思われる。
1833	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	未統合手番がかなりあるというのは日々の業務を行っている中で感覚的に感じていた。正しい記録に基づき正しい年金金額を支払う上で必ず解決すべき 問題だと思う。 問題が存在することを知ったのは入庁当初から	特に対応していない。もっと以前から年金記録の確認を受給者ならびに被保険者に対して行っていればここまで問題は大きくならなかったと個人的には思う。
1834	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	厚生年金についていえば、事業主が資格取得届を提出する際に必ずしも戸籍抄本や住民票を確認しておらず、本人の申請に基いているケースもあったと思われます。相談窓口で偽名で働いていたことをきいたことがあります。	現在行っているあらゆることを根気強くやっていくことしか、今のところ思い当たりません。	基礎年金番号に登録されていない番号が多いことは、平成9年の基礎年金番号制度発足直後、年金相談コーナーに配置されたときから認識していましたが、発足直後でもあり、コンピュータにある記録は消えることはないので、どんなに遅くても年金請求時点には解消するという認識でし	未統合の年金番号が5千万件もあるという事実を職員でありながら知りませんでした。 制度発足時からプロジェクトを作り作業を行ってきたらもっと少ない数字になっていたと思います。
1835	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	なし。	件数が多くて煩いた。解決に容易ではないので最大限の努力が必要と感じた。知ったのはマスコミで大きく取り上げられた時期。	年金記録に関して、採用後からその当時まで携わった業務では詳しく知る機会が少なかったができる限りのことをできればと考えていた。知識・経験が少ないなか特別便の対応に苦慮したが多少の一助になったように思っている。 反省点としては申請主義(裁定時に記録確認する)というスタンスがよくなかったように思う。受給するまで長期わたって保険料をかけ続けるため、途中で失念することも多々起こる事柄だと思われる。こちらからの通知主義をこれからも続けていってほしい。
1836	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	ある一定以上の成果が見えてきたら、残りの部分については地道に一件一件処理をしていくしかないと思う。	年金記録問題がこのような大きな問題になっていることにとても驚いている。請求書を受理する際に氏名索引をしていたので、手番をたくさん持っている人がいることは認識していたが今窓口にたって、あらためてずさんな処理をしてきたと思っている。	お客様に対しては状況を十分に受け止めて、真摯に対応する。 記録管理の方法、一極集中、年金制度があまりにも複雑であること。
1837	地方庁	その他(社会保険事務所)	もう既に周知のことかと思われますが、ことの発端は収めたはずの国民年金の保険料が納付記録に反映していないことだったと思います。これは、国民年金の記録が電算化したときに短期間で処理したため当然そういった記録(庁へ送達漏れした記録のため以降未進達記録と表記)が出てしまうのは想定の範囲内で業務取り扱い要領にはそういった記録があった場合に備えって対処方法(ファイル創成)が記載されています。問題なのはその対象方法に必要な紙媒体の記録を庁が廃棄してよいと通知(平成14年位だったと思いますが)を出してしまっていることです。(庁のホームページではすべての未進達記録を処理した上で廃棄したことになっていますが)私が国民年金課に配属された15年にはまだファイル創成の終わってない記録多く残っており、実際に未進達記録がありマイクロフィルムが残っている人でマイクロの記録を元に納付記録を追加	既に未進達記録とはっきりわかる納付記録が99で入っている記録は訂正済みです。後は漏れがないか探すだけですが、県によっては既に紙媒体の記録は廃棄済みですので、できる範囲でやるしかないと思います。	平成15年4月に国民年金保険料課に配属してすぐです。私の配属した国民年金課では既に紙媒体の記録は廃棄済みでしたので、マイクロ等でできる限り記録を確認しました。	やれる範囲でやっていく。
1838	地方庁	その他(社会保険事務所)		現時点では期間照会に対する調査結果の回答があまりに遅滞していると感じますし、記録が特定できた場合の再裁定についても支払いまでに長時間かかっている現状を踏まえ、事務の集約化や人的補充の徹底をはかるべきだと思います。	多くの年金受給権者に迷惑をかけてしまっている重大問題だという認識をもっていました。 また、そのような問題の存在を知ったのは平成19年頃でした。	受給者の方からの記録照会の問い合わせを受けた際は、懸命に記録を検索し、見つけようとしました。 記録を特定できたときは、一刻を早く支払いに結びつけるべく、再裁定を受付し、記録を特定できなかったときは、受給者の方が納得いくまで特定できなかった経緯を説明するようにつとめました。
1839	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		基礎年金導入以前の記録については、制度毎・仕事が変わる毎に番号がとられていたため、年金請求時に職歴等を確認しても思い出せない場合も多く、こちらから職歴は言えないため本人の可能性が高くても番号統合ができないまま年金を決定しているケースもありました。 平成7年頃、3号特例の処理をしていた頃、そのようなケースがありました。	できるだけ、ご本人に思い出していただくよう、会社名の頭文字、所在地等のヒントをお伝えしました。 今のように、こちらから積極的にお教えすることはできませんでした。 特に高齢の方達にはもっと早くからご案内ができていたらと思います。
1840	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存知あげません。	時間を掛けることになりますが、未だ、統合されていない一つ一つ手書きの資料・未統合の資料をを確認し、統合していくしか方法はないと考えます。	資格取得届の処理に際しては、健康保険証を速やかに、お客様へ交付することを心がけて、処理をしておりました。このとき、今のように、電算機がない時代でしたので、お客様が、以前勤務していたときにお持ちの年金手帳を提示されない場合は、必然的に、新規に年金手帳を発行します。このため、現在のように1人で、複数の年金手帳の番号が存在することになったのです。この後、ご本人からの申し出により、日常的に、年金手帳の重複取り消し処理を行い、記録の統合処理を行いました。また、期間照会をされたお客様に対しては、他に、異なる手帳番号をお持ちのお客様に対しては、重複取り消し処理をするように、通知文書と厚生年金保険重複取り消し届けを送付して、複数の年金番号を一本化するように努めました。また、基礎年金番号の導入時には、ご来所されたお客さまに対して、複数の年金番号を1本化するため誠意を持って対応しました。 「宙に浮いた年金問題」と報道されて、問題の存在を知りました。	日々苦情を申し出されるお客様に対して、誠心誠意対応しております。 お客様に対して、1人1番号であること、年金手帳の重要性を広報することができていなかったに反省しています。
1841	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	・一般業務の合間の支援とかではなく年金問題を専門的に処理する職員を数多く配置して行なう。 ・基礎年金番号を導入する以前は、ひとりで国民年金番号と厚生年金番号を持っていたしオレンジ色の年金手帳には厚生年金番号、国民年金番号船員保険厚生年金番号と3箇所記載するようになっていた。 現在、厚生年金の適用審査をしていると、中には同じ手帳に記載されているにもかかわらず統合されていない番号が出てくることもあります。	たいへん重大な問題だとは思いましたが、ここまで大きな問題になるとは予想もできなかったです。 年金記録問題が大きく取りざたされるようになった当時は総務課に在籍していた平成18年のころだったと思います。 その当時は単発的な支援というような形でしかかかわっておらず問題の大きさに無頓着でした。	・たとえ小さなことでも自分でできることを見つけて少しでも年金記録問題の解決に役に立てればと思いました。 ・個人の大事な年金記録のずさんな管理、確認の不徹底、記録した管理簿等の管理状況のずさんさ等、数をあげればキリがないと思います。
1842	地方庁	その他(社会保険事務所)		知識・経験のある職員で専業体制で処理していく。	手番から基礎番にするときの統合もれが大多数と考えていた。5000万件の問題が取り上げられたとき。	1件でも統合もれが少なくなるよう来訪者の対応や電話での対応をした。名前・生年月日について事業所での確認ができてなかったことも原因と思うが、社会保険事務所での確認体制も充分でなかったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1843	地方庁	その他(社会保険事務所)	旧台帳記録の1466万件対応について、昨年より行われているが、名寄せは基礎の現在の氏名のみの突合に終わっている。 記録調査をやっていると、業務センターへのカセット照会が多いのも、旧姓により共通090－1を叩くと旧台帳記録で記録が収録されていないものが発見されるからです。 本人の調査依頼があればもちろん090－1を叩き記録判明に至るケースはあるが、特別便で訂正なしと回答したもの事務所窓口等で旧姓の090－1を徹底して叩いているか、事務所によってまた担当によって違うのではないか不安。 また共通090－1のシステムができたのが昨年6月頃であり、それ以前に窓口対応等したものが本人も忘れている手番が発見される可能性があるにも関わらずスルーされてしまっている。	1975万件対応で旧姓システムを開発活用されているが、旧台帳対応においても、旧台帳記録と旧姓システムをリンクさせ旧台帳対応第2弾を行ってほしい。 また、基番及び共通090の氏名変更履歴がない場合、特別便を業務センターへ送付した際に、特別便に記載の旧姓を登録し1975万件対応で抽出している段階ですが、事務所で受け付けた特別便は旧姓がスルーされてしまっているため資金職員を雇い、事務所から旧姓登録できるシステムにするか業務センターへの回送を行い1975万件対応旧台帳記録に活用すべき。	旧台帳問題を知ったのは1466万件対応が始まってからで、大問題と思った。 なぜ、29年4月以前の記録を事務所の窓口で簡単に確認できないようにしていたのか疑問。 年金給付課職員は窓口・審査段階で旧姓を含め共通090を徹底して行っていたが、旧台帳問題は事務所責任とは思えない。 記録問題が起こるまでは事務所窓口で徹底して氏名検索等行ってたから5000万件といっても脱退手当金とか死亡者の手番のみだろうと思っていたが、旧台帳問題が起こってからは社会保険庁自体に問題があると認識した。 また、、昔の数ヶ月の記録等も記録問題が起こるまではあくまでも本人に思い出してもらう会社名はヒントを教える程度という事が徹底されていたが、記録問題対応を行うにあたって会社名をそのまま伝えても本人記録であれば本人別人であれば別人のものと誰しもが正直に答えることを確信。	お客様第1の意識を持ち、年金手帳を紛失・会社を替わる毎に新しい手帳を作るのは仕方がない(人間もあまり関心がない事はおおざっぱになるに決まっているのだからという)という意識を持ち社会保険庁自体がサービス向上システム開発を行うことが大事だと思います。 お客様にも責任があるという意識を持つ事自体が反省点かと思います。
1844	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	特になし	過去に類がない社会的問題として認識しています。 年金記録は、個人の記録を何十年も記録管理しなければいけない 業務であり、何十年前もの記録が、年金を受給される年齢になって 問題となります。 コンピュータのない時代から始まっているので、記録管理、紙台帳の保存 など民間業務でもない大きな問題です。 平成14年頃、国民年金の仕事をした頃。	年金を受給されるときに、記録の確認を重要視した。 また、問題が、大きくとりあげられてからは、相談に訪れたお客様に対し 親切、丁寧な対応を心がけ、その場で記録の統合や調査を促がした。 日頃から自分の年金記録を確認することが大事であり、そのための 手段を行政は、考えないといけないと思います。
1845	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	全職員が一丸となり休日出勤により対処する	当初、年金手帳の記号番号の未統合が問題と考えていた。 事業所の届出漏れ、未提出や入社時から数ヶ月経過してから社会保険に加入させたり、社会保険事務所、市町村の事務処理誤り等が複雑に 絡み合っている。 平成19年6月頃から報道等にて年金記録問題の存在を知る。	自分の業務が忙しく、休日に応援で手伝う程度の対応でした。 調査や確認作業がもっと出来なかったのか、国民年金の台帳を廃棄して しまったのは、反省しなければならない点と考えます。
1846	地方庁	その他(社会保険事務局)				
1847	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		ここまで大きな問題と認識したのは、5000万件で騒がれだしてからです。ただ、初めて国民年金業務をやった時に、お客様が国民年金保険料の領収書(市町村発行)をもっていたが、社会保険事務所と市町村の両方が未納となっていたことがありました。(どこの市町村だったかは記憶がありません)市町村で還付したことが確認できなかったので、納付に訂正しました。人がやることなので、ミスはつきものですが、国民年金制度が出来た当所から、申告に証明書が必要としとけば、役所の収録ミスも本人から指摘できたので、少なくとも国民年金の記録問題は、ゼロにはできないですがかなり少なくなっていたとおもいます。	国民年金の収納業務をしていた時は、入力処理は慎重にやりましたし、係長・官・課長と決裁で3回チェックしてもらったり(当然ですが)事務所で直接収納があったときも慎重にとり扱いました。 人がやることなので、ミスはつきものですが、国民年金制度が出来た当初から、申告に市町村ではなく社会保険庁発行の証明書が必要としとけば、収録ミスがあったときに本人からも指摘ができたし、その都度市町村との情報のと突合せもできたので、少なくとも国民年金に関しては、今よりも、記録問題の件数は少なくなっていたと思います。 国民年金だけでなく厚生年金も何十年も記録を保管するという重要さが先当方も認識されてい
1848	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在の年金制度では、届出は事業主が行うこととされているので、被保険者からの申出(入社や退職など)があっても、社会保険事務所として事業主を通さずにはなにもできない。法律は届出は正しく提出されて当たり前という前提で 制定されているので、法律を改正していく必要がある。	年金記録は記録媒体の問題である。紙やペンが不足している戦時中から制度がはじまっているので、現在のパソコン時代のものさしのみで判断することはできないが、記録媒体に変更があったときにそのつどすべてを移し変えておくべきであった。 平成6年ごろ、国民年金課に配属されたときにお客様から納めたのに未納になっていると窓口で苦情を言われたときに、昔のことで納めたか納めていないか 水掛け論になると思った。	当時は第三者委員会もなっかので、お客様に納得いただくしかないと思った。 何十年後に受け取る年金額の正当性を証明する為には、書類の廃棄をせず 永年保存するしかない。現在は廃棄が禁止されているので、書類が残っている分は問題ないが。
1849	地方庁	その他(社会保険事務所)	聞かれている趣旨とは若干それてしまう内容かとは思うが、特別便等記録確認作業に携わっていては必ず疑問に思っていることだと思うので書かせていただきます。厚生年金の事業所整理記号について0で登録されているものを確認する作業は非常に困難である。特に払い出し先頭記録以外2箇所目以降についてはご本人が記憶していない限り事業所を特定することは難しい。	被保険者記録回答票について、事業所整理記号が0で登録されているものは厚生年金とし表示がされず。折角調べて統合したものでもその後その事業所がどこのまのだったのかもう一度調べていかないと機械上また本人の目から簡単に確認をすることができないため今後苦情につながりかねない。	期間調査を担当していた時代にWM上で検索出来ない記録が多数存在していることは認識していた。個人の住所管理がされてない以上本人の申出がない限り確認は難しいと思った。	調査としてあげられてきたお客様に対しては出来る限りの確認を行い記録の統合をおこなってきた志したが、それ以外の方については個人レベルでは何も出来ていません。 反省点としてあげるとすれば問題を問題として提起していればよかったと思います。
1850	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	お客様がご自身の記録に問題があるという方を全て解決(回復する)というのは現実的ではありません。 今この組織できる最大限の調査を行い、調査をやりきったということを現大臣が記者発表されてはどうでしょうか。	いつかは大きな問題になるのではと認識していました。 それは入庁当時から感じていました。	基本的ですが、一人一人のお客様に対して真摯に対応すること。 どのような記録管理をしているか、どのような調査をしているのか隠さず全てをお伝えすることを心掛けていました。 問題点としては、スピードばかり求められていて、調査の質がなおざりになっていることです。組織的にも個々の職員にも感じるところです。
1851	地方庁	その他(社会保険事務局)		定期便等で出来るだけ多くの記録統合する。	認識が不足していたと思います。色々報じられた頃。	未確認記録について正しく収録されるべきと考えました。統合帳時代に徹底した管理がされるべきであったとおもいます。
1852	地方庁	その他(社会保険事務所)			本来年金に結びつく記録が統合されていないという点。世間一般が騒ぎ出し始めたころ(平成18年頃)	本人の記録の可能性のある記録について、文書や連絡等で確認し、受給額に反映させようとした。平成9年1月1日付で基礎年金番号制度ができたときになぜすべての記録を確認・統合するようなシステムや結び付けようという認識が欠落していたか。
1853	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	(6)に付随する質問であれば、特にありません。 記録問題全体としては、こつこつと記録を調べることが、結局一番の早道だと思います。 特別便でも定期便でも、回答票の提出はおろか問合わせすらしてこない人に対し、どうやったら行動してもらえるかを考えなければならないと思います。	年金給付等の業務に携わっていないため、数年前にマスコミ報道が盛んになった頃に知ったような状態で、記録問題というものは、特に認識していませんでした。	以前、記録を調査していると、漢字変換にしても「そうは読まないだろう」「そこで区切らないだろう」といった名前、名称が数多くありました。漢字収録に際し、まるでやっつけ仕事のように入力数最優先だったということが、あとで報道などもありました。 特別便の作成や発送にしても、とにかく早く出してしまえ、といった姿勢で進められたような気がします。 現時点でも当時でも、あまりに拙速に事を進めすぎたことが、その後さらに対応を面倒にしてきたのではないでしょうか。早い対応はそれはそれで大事でしょうが、内容、品質をないがしろにしてしまうようでは、本末転倒だと思います。その時々でそうせざるを得ない要因もあったのでしょう
1854	地方庁	その他(社会保険事務所)			私がこの問題の存在を知ったのは入庁して業務を行ううちに基礎年金番号に未統合の記録があるとわかったときです。ただし5000万件もの未統合記録があると知ったのはこの問題が大きくクローズアップされてからです。 この問題は年金記録の管理がきちんとなされておらず、また未統合の記録を積極的に基礎年金番号へ統合しようという意識が低かったために起きたことだと考えます。	年金特別便をはじめ記録の相談に訪れたお客様に対して念入りに聞き取りを行い記録の整備に努めました。 この問題は年金記録の管理を記録を持つ人にある程度任せて社会保険庁として積極的に年金記録の管理を行ってこなかったことで深刻化していった問題だと考えます。我々は国民の皆様の年金記録を完全なものにした形で管理していくという意識を強くもって仕事に取り組む必要があ
1855	地方庁	その他(社会保険事務局)				
1856	地方庁	その他(社会保険事務所)	月額の記録は(算定基礎届や月額変更届)事業主からの申請でなされており、全事業所に調査に入っている訳ではないということは、世間一般の方はあまり知らないかもしれません。	これから送付される年金定期便により、被保険者ご本人が確認することで、事業主の手続きもれや手続き誤りを今以上に防げると思います。	[redacted]本人からの申出につき調査をしました。その際、生年月日について誤った登録をされている場合もある、また名前も誤った読み方で登録されている可能性もあるので、いろいろなパターンで検索をするように指導されました。WM登録が不確かな場合もあるという認識でしたが、これほどまで多数の記録が統合されずに残っているとは思ってもみませんでした。	期間調査の申出について、できうる限りの調査をし回答をしていました。特別便のように手番として残っている記録について、照会を段階的にできていたら良かったと思います。特別便を送るにあたり、WM上から手番記録が抽出できるのだと驚きました。私には抽出するという想像ができませんでした。そのようなシステムや体制が何故今までできていなかったのか、関わってきた全ての職員の責任だと思います。
1857	地方庁	その他(社会保険事務所)			もっと早くから手がけるべき問題だったと思います。いわゆる「過去記録の整理」の作業が始まった頃。	ご本人およびご家族の記憶が頼りなので、詳しくお話を聞く以外にありませんが限界もあります。特に厚生年金記録では、古い被保険者名簿に本人の住所を記載していませんので住所も収録すべきだったと思います。(住所も収録してあれば、同姓同名の別人記録かどうか判断がしやす
1858	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知らない。		国民年金・厚生年金記録に、受給年齢になっているにもかかわらず、年金証書番号がないデータの方については、遺族年金の該当も無く、死亡された方の記録だと思っていた。 なお、一部の方については、厚生年金番号が複数払い出され、本人の忘れている厚生年金加入期間があるかも知れないと思っていた。したがって、重複取消しされず宙に浮いている年金記録があるかも知れないと思っていた。 このような問題が存在することを知ったのは、オンライン化されてからです。	厚生年金資格取得届について、事務所の窓口等では、過去に厚生年金加入歴のある方については、新規付番せず、年金手帳を必ず添付していただくよう事業所の担当の方にお願いをしていた。 反省点としては、年金記録を住民任せにせず、行政庁として、積極的に、同一人の記録と思われるデータについては、本人に確認すべきだったと思っています。
1859	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません	一刻も早い再裁定と、未確認の記録の整備のための、マンパワーの投入。	国民の老後を支える年金の信頼を失い、あれだけ世間を騒がせた、非常に重大な問題だと認識していた。マスコミ等で報道されてから。	早急な記録の突合と期間照会業務で、消えた記録を復活させてあげようと努めた。問題発生当初のマンパワーと予算不足。
1860	地方庁	その他(社会保険事務所)		・定期的な加入記録のお知らせ ・わかりやすい年金制度の構築と、制度の周知	数十年もの時代を遡っての事実確認作業が必要であり、ご本人様の記憶があいまいだったり資料が残っている可能性が低かったりと、解決困難な問題だと認識している。知ったのは、3年ほど前だと思う。	過去の記録については、お申し出に基づいて1件1件調査する他はない。反省点は、複雑な制度によるわかりにくさと受身の姿勢にあったのではと思っている。
1861	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	年金特別便・定期便により本人である可能性のある方から提供をうけた情報を元に地道に調べていくことが重要ですが、特に国民年金被保険者記録に関しては市区町村役場の協力が不可欠ですので、より密接に連携し、住所履歴や旧姓等の記録をスムーズに提供(機構に移行した後も)してもらえる体制を構築することが重要であると思います。	これまでに多様な問題が積み重なってきたものだと考えますが、年金の番号を安易に払い出しすぎたことと、年金記録を紙媒体からオンライン化する時に氏名や生年月日等、十分に確認ができていなかったことが大きな問題点でなかったかと思います。 年金記録問題の報道があるまでは、本人が申し立てている記録が氏名索引で索引できないのは、当時の届出間違いと思ってしまっていました。	窓口においては本人の申し立てを十分に聞き取り、こちらの記録より本人の 申し立てのほうが正しいという考えをにたって、記録の確認作業をおこないました。本人の勘違いであると思われるものに対しても丁寧な説明を心がけました。 また反省点として、過去においては現在のようなオンラインシステムやパソコンがなかったので、困難な点も多々あったかと思いますが、年金の番号を払い出す際に、他に番号をもっていないか十分に確認することや、払い出された年金手帳をなくすと給付を受けられないかもしれないから、給付の時まで全て必ずなくさないように(なくした場合はすぐ再交付申請するよう)世間一般にもっと周知ができていれば良かったと思います。また自分自身においてもオンライン記録の正確さに疑問を抱くことなく相談を受けていたことも反省点として挙げられます。
1862	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	人員を増やし、調査・処理能力をあげる。	疑重複調査が十分にできていなかったことによる問題。 平成17年ごろ。	同一人の疑いがあるものに対し、照会等調査を行い、同一人であることが判明した場合は統合処理を行った。 待遇改善・業務軽減の風潮に甘えていたことが反省点だと思います。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1863	地方庁	その他(社会保険事務局)	現在、期間照会の業務に携わっております。 一般的に知られていることかもしれませんが、 記録の元となる事業所の厚生年金保険の被保険者台帳が 本庁や地方庁に現存していないものが見受けられます。 また現存していないものに対しては、照会回答に被保険者期間が 見当たらないと照会者の方にお伝えしています。 その方たちの記録を正常なものにするために 対して第3者委員会が存在しますが 照会の回答に、調査内容、特に被保険者台帳が失われているかどうか ということを記載していない現状です。 名簿などが失われているかどうかなど調査内容をお伝えしていないことから 第3者委員会へ申し立てた場合に、認められるであろう方が 申し立てをされていないのではと思います。	上記の問題に対してですが、調査内容及び詳細な調査結果をご本人にお伝えするべきだと考えます。	年金記録問題に対してですが、何十年もの間記録を管理すること 電子機器の発達していない時代の紙の台帳での管理 紙台帳から機械化することなど 本人年金記録が必ずしも正しいものではないのではないかと考えていました。 また、当時の状況などからすれば、ある程度は許容されるものではないかとも 考えておりました。 問題をそのように考えたのは、平成14年10月に入庁し国民年金課に 配属されたときに、年金記録が紙媒体によって管理されていることを知ったときです。	年金を受けている方、これから受けられる方の年金記録が 正しいかどうか、各種の手続きをとられる方の記録が正しいものか 矛盾がないかなど慎重に処理をしてきました。 反省点としましては、上記のような年金の記録問題が当然起こるものであるという前提に基づき、記録の調査や、教済の方法などについてもっと早い時期から対応しなければいけなかったと思います。
1864	地方庁	その他(社会保険事務所)		お客様の記録を、できるだけ早く、かつ正確に回答する必要があります。年金給付に結びついてない記録も整理し本来受給できていた給付を保障する必要があると思います。そのためには、期間照会や再裁定業務を専門化し、一括して処理を行い早急に回答できるように進めていかなければならないと思います。また、事務所で書類を預かるときには、回答に結びつくような書類の受付をするよう研修や業務の徹底をする必要があると思います。	基礎年金番号制度が平成9年に始まり、それまでは手帳の番号が各制度ごと交付されていました。昭和60年改正による基礎年金制度が発足し基礎年金番号制度が始まるまで時間がかかりすぎたと思います。また、年金の記録について、お客様方に対してそれまで積極的に確認を行うような仕組みではなかったと思います。年金請求時に過去の記録を整理するから、いつかは整理されるという認識があったかもしれません。 年金記録問題がここまで深刻な問題であることを認識したのは、平成19年頃のことです。	お客様からご照会いただいた際は、できるだけ現在の状況とこれまでの経緯について、ご説明をさせていただいたと思います。ただその窓口で皆様の思いを強く感じ、この問題を早急に解決しなければいけないことだと認識しました。 この問題は、上記にもあるように、これまで年金記録の確認について積極的な確認を行う傾向になく職員自身も甘い認識であったと思います。
1865	地方庁	その他(社会保険事務局)				
1866	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし		基礎年金制度導入時、基礎年金番号に登録されていない年金番号が存在していることは、承知していたが、裁定時に請求者の申し出又は氏名検索により解消できるものと考えていた。基礎年金番号導入以前にも複数の年金番号を持っているケースがあり裁定請求時等に解消されていた。 基礎年金番号への登録が完全でないことは、同制度が導入されて暫くしてからの年金相談時に承知していた。	名簿・台帳の類は完全ではないものの、ほとんどが保管されており、時間をかければ一部を除いて解決できるものと考えていたので、個人の方々から卒業後の職歴、住所地あるいは必要に応じ家族構成等をできる限り詳細に提示していただき参考となる資料を探し出すことに努め、回答に納得いただけなくても、調査内容に理解いただけるよう説明しました。 老齢・障害・死亡時等における公的年金の果たす重要な役割、また、納付者お一人お一人の大切な保険料を大切に管理し、大切に給付しなければいけないという至極あたりまえの意識が職員に欠如していたものと思います。 また、記録にモレや間違いがあっても、申し出があるはずなので、申出がなければいいのだろうといった、甘い考えがあったことも否定できないと思います。 他方、裁定請求時に確認すれば充分だと、行政側が一方的に判断し、特段申出のない限り中間での年金記録を個々にお知らせしていなかったことを反省しなければならないと思います。何十年以上も前のことについては、記憶もあいまいであり、参考となる資料も充分確認できなくなってきます。一定の節目の時期に過去の年金記録をお知らせできれば、納付者側へ納得いただける資料等を提示しそれを基に説明できます。今まで予算の都合で実施されませんでしたが、今回のように問題発生後に予算を消費するより有効な手段と考えます。
1867	地方庁	その他(社会保険事務所)	現在のところわかりません。		年金給付課に異動となった際(採用から二年後)、氏名が全く入力されていない記録や、カセットオープンしないとWMで確認できない記録があることを知りましたが、その総数については把握できませんでした。 年金記録については、年金の裁定の際は最終確認となるものなので重要であると当時から認識はしていましたし、裁定の際は、氏名索引をいろいろな読み方で確認することや生年月日も幅を持たせてみたりなど出来る限りの確認をしてきたつもりでした。 しかし、年金記録の確認を社会保険事務所にわざわざ来所する以外、年金の請求をする際にしか確認できないことは、記録の正確さを欠いたり、ご本人様の記憶が不確かになってしまう確立が高いとは感じていました。 また、WMが設置される前に裁定された大正以前生まれの方は、機械的な氏名索引などが行えなかったため記録がもれている確立が高く、現に亡くなられてから再裁定となるケースや新規裁定となるケースが見受けられました。	(8)でも述べたとおり、氏名索引をする際はいろいろな読み方で確認しましたし、生年月日についても2～3年の幅を持たせて確認してみたり、なかなかご本人様が事業所名を思い出せない場合は、思い出せるように当時できうる範囲内でヒントを与えてみたりと、出来るだけのことはしてきたつもりです。 また、期間照会の調査においても紙台帳を手作業で確認したり、今日確認できなかったら、また明日違う目で見たら確認できるかも?ともう一度同じ作業を繰り返したりと努力しました。しかし、現時点からすると、非常に効率が悪かったと思います。管轄事務所内の事業所しか確認できませんし、1件1件に時間がかかりすぎていました。 当時から、現在のように全国の台帳がWMで確認できていれば、作業が効率的に進められたはずです。 紙台帳の管理からWMでの管理になった際の入力はどのように行われ、どのように入力チェックの作業がなされたのか、カセットオープンされていない記録はどうするつもりだったのか・・・誰も
1868	地方庁	社会保険事務所課長級以上	事業所が、被保険者資格取得届や月額算定基礎届等について、適正に届出をしていないことがある。 事業所が、被保険者から適正に保険料を控除していないことがある。	ねんきん定期便により、厚生年金の被保険者期間及び標準報酬月額、国民年金保険料の納付状況をお知らせする。	厚生年金の旧台帳記録や、国民年金特殊台帳記録が整備をされていなかったことや、名寄せ等による、他手番の統合処理を進めてこなかったことが、問題であった。 厚生年金の被保険者期間について、特に昭和34年以前の期間は、手作業にて調査しなければ判明しないものが多々あることは、当時、期間調査業務を行っていた、昭和63年から知っていた。	自分が年金相談を受けた場合、必ずお客様から全職歴を確認し、氏名索引、事業所名称検索、080索引を行うとともに、判明しなかった場合は、「厚生年金被保険者期間調査申出書」を受理するよう努め、ねんきん定期便で「もれや誤りがある」と回答された方については、調査のうえ、丁寧に回答を行っている。 お客様にしてみれば、自分の加入記録すべてが、適正に管理されていると思うのは当然であり、過去においては、特に申し出がなければ、基礎年金番号に収録されている記録のみで、年金の裁定請求書を受付していたことが、大きな反省点である。
1869	地方庁	その他(社会保険事務所)	マイクロ化された紙の台帳の記録で、オンラインに入力されていない記録が多数存在すること。 旧台帳記録に限らずオンラインに収録されていない記録が多数あるにもかかわらず、名寄せをおこなったこと。 記録照会により判明しオンラインに収録する記録が多数存在するということは、未収録の記録が多数あることが原因だと思います。	紙の台帳をオンラインに収録するには膨大な時間と労力を必要とします。 先走った形で名寄せをするのではなく、紙台帳の収録に集中的に労力をさくことが先決だと思います。	厚生年金の記録補正の部署で採用されたときから、マイクロ化されてオンライン上に収録されていない記録が多数あることを知ったとき。 被保険者や受給者から申し出がなかった場合は年金給付の対象にもならず、どうすることもできないものだと思っていました。	厚生年金の記録についても、申請主義の考え方により対応しようとしなかった。 なすすべはないとあきらめて、問題提起もおこなわなかったことが反省点です。
1870	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	たくさんの労力を投入して一刻も早い解決が望ましいと思います。	はじめて社会保険事務所の年金相談員として勤務したとき知りました。 本人が忘れているだけで、少しのきっかけですぐに思い出せると思ってました。	名前の読み方をいろいろ変えたり、生年月日を変えたりして、記録を探しました。 窓口だと他のお客様をあまりお待たせすることができず、じっくり探せなかったのが残念でした。
1871	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない	過去の記録については時間をかけて1件ずつ解決して行くしかない。 現在、日々進む記録については、事業主指導を徹底するしかない。報酬の考え方が条文ではあいまいな部分が多すぎることと、通知の積み重ねが整理されていない為、事業所担当者、被保険者の理解が難しいので、可能であれば簡単な解釈ができるようにするべき。	年金受給時に整理すればよいと考えていた。五千万件問題がマスコミに大きく取り上げられた時。	その時にある調査方法で最善を尽くしかないと思った。 社会保険庁で問題が出る前から記録の整備に関する予算を付け、早めに整備に努めるべきであったと思う。(予算計上していて、削られていたら、そのことを堂々と主張すれば、それほど大きくななかったような気がする。それでも大変なことになったと思うが、今ほど大きくなかったのでは？)
1872	地方庁	その他(社会保険事務局)		現状は、通常業務の片手間で年金記録問題の対応をしている状況で、あまり効率的に行えていないように思います。 年金記録問題のみに特化する係を作って、そこに配属された人が中心にやっていった方がいいように思います。	領収書や原義が残っていないなかで、被保険者の言い分が正しいかどうかをどうやって見分ければいいのかが分からず、正直今からでは手に負えないのでないかと思いました。 マスコミで報道されてから知りました。H17年、H18年頃でしょうか。	年金記録問題の応援要請に出ることで対応するしかないと思いました。 年金定期便のようなものをもっと昔からやっていれば、ここまで問題にはならなかったのかなと思いました。
1873	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。		長年の積み重ねの中で様々な要因によって生じた複雑な問題だと考えている。ある意味社会保険庁の問題点が集約されたような問題だと感じている。 問題として考えられる様になるまでは、個々の事例で問題点を感じたことはあったが、正直ここまで大きい問題とは認識できていなかった。年金記録問題として騒がれるようになってから、大きな問題として存在していると知ったのが正直なところである。	まず、自分のできる事として電話、窓口の対応などを一件、一件丁寧に対応した。正直自分のできたのはそれぐらいだと思う。 この年金記録問題については記録の管理などの問題も当然あると思うが、問題を先送りしようとしてきたことが事態を複雑化したと思う。ミスを肯定する訳ではないが、起こってしまったことに対しては速やかに状況を把握し、対応していくことが重要であると思う。それができなかったのが大きな問題だと考えている。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9): (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1874	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	国民の皆様のために職員が一丸となり努力する。	年金記録は全てオンラインシステム上に取り込まれていると思っていましたので、未収録の記録や記録自体に不備のある記録、読めない紙台帳などを見るにつれ、大変な事態であると感じました。 なお、このような問題があることを知ったのは報道機関で大々的に取り上げられるようになってからです。	ねんきん特別便や定期便、およびそれ以前の記録確認の意思表示をされたお客様に対し、オンラインシステムの記録に不備があることが判明した以上、公正な立場として、あらゆる方向から記録を確認するよう考えました。 また、各個人の制度に対する理解の不足による、年金手帳等の管理の甘さや未納に対する考え方、就職時の氏名・生年月日の詐称など、年金を納めることに対し重要視されていない時代背景があるとも感じましたので、当時担当していた年金教育事業において中高生への啓発活動に力を入れました。 具体的にはテキストに書いてある制度の勉強もさることながら、私自身に国民年金未加入の期間があることや、無年金・低年金といわれるお年寄りに接した経験等をもとに、より現実的に年金の大切さを示してきたつもりです。特に卒業前の高校生へは事業所の社会保険適用の有無の判断の大切さとその理由を話すことにより、将来、このような問題に巻き込まれないよう、また、生徒本人が老後に金銭的に困ることがないように考えました。私自身、前記のとおり未加入期間があり、社会保険庁に入庁していなかったならば、年金制度に理解のないまま、金銭的にも精神的にも困窮した老後を送ることになっていたかもしれないと考えると、人生の後輩たちにそのような道を歩かせるわけにはいかないと思っておりました。 この問題の根本的な問題は私たち事業実施機関と世の中の双方の年金に対する重要度の不足であると思います。 オンラインシステムへの取り込みは実際に携わったわけではないので(入庁よりはるか以前の出来事)作業に携わった人々の重要性の認識不足なのか、実施するにあたっての予算の不足なのか、当時のコンピューターの性能の限界なのか、具体的な問題点はわかりませんが、オンラインに取り込まれていない記録があることや、紙台帳の読めないほど崩した文字などは、実施機関である職員の年金記録というものに対する重要度の認識不足であると感じました。まさにこの点が反省点ではないかと思います。 年金記録に対する世の関心は非常に高まっています。仮に一連の問題が一定の解決となり、報道機関が取り上げなくなった後の次世代に対して、年金の重要性を認識してもらうこと(もちろん我々実施機関もですが)が上記の反省を元に考える今後の重要な課題であると思います。
1875	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		厚生年金記録でカセットオープンになっていない記録が、まだ、たくさんあると思います。早期にオープンをして、少しでもスムーズな調査ができるようにしていただきたい。	基礎年金番号に統合されていない記録が、記録問題が起こるまでは、こんなに多くのあるとは思いませんでした。 13年位前に厚生年金の記録調査を担当したことがありますが、お客様から調査の申し出があって初めて調査をしていました。受け身の態勢であったと思います。	記録調査を担当するようになった以降、年金相談時においては、極力、お客様に現在の記録を確認してもらうように努めてきました。 記録問題についての対象の殆んどが高齢のため、記録を確認しようにも覚えていなかったり、忘れたりしている方がおられます。もっと早くから、基礎年金番号導入時にしておけばよかったのではと思います。
1876	地方庁	その他(社会保険事務局)			厚生年金・国民年金の記録補正業務、また年金給付業務を担当していたときに、WMの記録と、マイクロフィルムの記録不一致が多いことに気づいた。 また、基礎年金番号の付番時に、付番を優先し記録統合を後回しにする方針が示され、後日の記録統合に苦労するかもしれないと認識した。	お客様から2つ以上の番号が記載された年金手帳や、旧書式の年金手帳の提示があったときは、その場で記録統合の手続きをとっていただいた。 年金相談時は、すべての人に統合モレはありうると認識し、現在の氏名・旧氏名の両方について氏名検索を行い、できうる範囲で記録統合を進めていた。 記録整備については、年金請求時の一本化ではなく、本来基礎年金番号付番時に統合を同時に行うべきであったと思う。また、WM上の不備記録についても早期にマイクロとの突合を開始していれば、記録問題は現状ほど難航しなかったと思う。
1877	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成5年頃、厚生年金の期間照会の回答業務をしているとき。その当時は本人の申し出により年金手帳番号ごとに別々になっている記録が本人記録と確認のとれた番号を重複取消処理していたがその当時は消えた年金という年金記録問題になるとは思っていませんでした。	その当時は期間照会申出書に記載されている事業所に関係する期間についてはできるだけ統合しようとしていたが、現時点からみると以前にねんきん特別便があれば消えた年金等年金記録問題が少しでも減少していたと思われます。
1878	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	報道されて承知しているもの以外は、特にありません。	現在の制度と届出方式では、100%解決はできないと考えています。これは、すでに亡くなられた方や認知症などの病気等で確認できない記録が有ると考えているからです。 また、入力誤り等は2回3回の確認などで「0件」に近づけることができますが、届出側の記載誤りや思い違いに対処できていません。 事例として、「月額変更届」は変更した給与の支払月から3月分を届出しますが、『月分』と勘違いをして届が有る場合が見受けられ、変更月を訂正することになります。 「資格喪失届」も労働関係の届が『退職した日』を記載していることから、誤りが見られます。 いずれも裏面に注意書きで記載されていますが、読まれていなかったり、ダウンロードで入手された場合は注意書きまでプリントされず、届出用紙のみで記載することに要因があると考えています。 「一月違いや一日違い」特に一日違いは、ねんきん特別便、定期便で異議の申し立てに多くある事象です。 せめて、届の当該欄に()書で付記するようにできれば、良いと考えます。 (当県でも以前は記載をする様式にしていましたが、行政評価局で修正等の指摘があり、様式変更や確認を取り止めた経緯があります。) しかし、現在の対応策を順次行うことにより、解決の進展はあると考えています。 なお、時間や事務処理に追われるような方式を行うと、充分な確認ができない面も生じる恐れはあると考えます。	一番の原因は「計画的な記録整備ができていなかったこと」が原因と考えますが、「手書きの台帳の読み違えによる入力」や「記載誤り」等も要因にあると考えます。 厚年手番の記録に「氏名や生年月日」が収録されていない【オール9】の記録が有ることは、昭和61年4月に端末が導入されたときから承知していましたが、5000万件の数字などの並的なものは平成19年6月の報道で知ることができました。 在籍していた事務所では、払い出し手番の生年月日索引簿を特別に整備した後に年金裁定や適用関係を担当しましたので、WMだけでなく、自庁の生年月日索引も確認するようにしていました。 (端末による検索は完全なものとは考えていませんし、本人に記憶が無い職歴で、時間を掛けることにより判明することも多々有ると承知です。) 現実に膨大な未統合の記録が有りますので、解決する視点からは、一つずつ確認するしか方法は無いと考えます。	記録確認は時間を掛けて、「記憶を掘り起こすこと」から対応するようにしていました。社名が思い出せなくても、勤務場所や業種、仕事の内容、同僚の事などを話し、社名を伝えても記憶に無い場合も判明する事例が見受けられました。 また、生年月日索引と勤務地域で検索をすることも行い、ご本人が忘れていた記録を確認できたこともありました。 解決を急ぐ必要(受給者の高齢化など)も有りますが、今後の記録管理では、届書の記載事項の工夫、厚生年金基金とのデータ交換などでリスクを少なくすることができればと考えます。 第三者委員会の判断基準についても、現行の基準では、他に確認方法が無いことが要因と考えますが、実務を担当していた者としては、「夫婦の保険料を、2名分の現金が無いとの理由で片方のみを領収していた」事実を経験していますので、割り切れない気持ちもあります。 しかし、ご本人の思い違いも多くあるようで、できるだけ状況の聴取に努めることが大切と考えています。
1879	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道された範囲内しか知りません。	取れる手は出尽くしたのではないでしょうか。 何か方策があればいいのですが、ここ数年の記録問題による過剰勤務により病休者の増加と、退職者の補充が無い為の欠員で、現場は疲弊しています。 考える気力が出てきません。	マスコミで問題になり、具体的な事例が報道されるようになった頃に知った。 それまでは、不明な記録は年金番号を複数払い出されている為で、名前等検索すれば記録は判明すると思っていた。	氏名索引の際、読み仮名相違の可能性を考慮して実施した。 事業所名検索や、マイクロフィルムを必ず検索している。 問題点として、記録をコンピューターに移す際に、全ての記録を収録しなかった事が根本的な原因と思われる。 又、収録の際の入力ミスがきちんとチェックされていなかったとは、記録を管理する官庁として信じられない思いがします。
1880	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現状と同じく受給者や被保険者への年金記録の送付、電話などの地道な照会、窓口での聞き取りの強化など。	納付記録の改ざんなどしたこともありませんし、未統合の年金記録が大きな問題につながる意識はありませんでした。ただ5000万件の未統合記録が存在し、そのことについてなんの手立てもしていないことに問題を感じてきました。すべては、マスコミなどの報道ではじめて知りました。	はじめは意識が確かに低かったのですが、大きな社会問題になるということは、やはり私たちの意識や感覚の違いがあるのだと同時に、システム的に問題があるのでは…。ただシステムだけで未統合記録が増えたとも限らないので、被保険者の記録を確かに管理できる方法を考えていかなければいけないと思います。
1881	本庁	地方社会保険事務局	特になし	ベテラン職員(OB)の活用		
1882	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません。	事務所において、処理及び回答文書送付待ちの特別便・定期便が大量にあると思いますが、危機的状況に鑑み、各職員に期日を決めてノルマを課す。そして、その実績を人事評価に計上する。	私が初めて知ったのは採用2年目で、庶務課在籍時でした。(平成18、19年)国民の皆様と同じく、まさかこんなことが起こりえるのかと思いました。 年金記録問題は、まさしく「国家プロジェクト」として位置づけられるべき問題であり、早期に解決し、受給者の方には逸早く適正な年金を受取っていただきたいと認識しています。	お客様からご照会いただいた年金記録について、安易に「訂正なし」として回答せず、様々な視点から調査を行い、お客様に分かる表現・文言で回答文書を作成しました。 反省点としては、何十年も前からこのような問題が起こりえることが分かっておきながら、ほったらかしにしていた姿勢・危機意識の無さだと思います。
1883	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	新聞・テレビ等の報道以外は分かりません。	人員をかけて、一つ一つ丁寧に、慎重に、記録の確認を行うしかないと思います。	お客様の大事な年金記録を扱う立場として、記録がきちんと管理できていないことに関して、誠に皆様に申し訳なく思うとともに、決して他人事ではなく、もし自分の記録がおかしくなっていたなら、とても腹立たしく思います。また、老後の生活のための大切な年金ですので一部でも記録が間違っているならそれは大変な問題であり、今後はこのようなことを決して繰り返してはならないと思います。	記録照会申出等に対しては、とことん記録を調べ、少しでも皆様の記録をつなげられるよう努力しています。また、届書に対しては、慎重に、正確に処理しております。 この問題に対しての反省点として、自分も含め、職員一人一人の意識が、お客様の大切な記録を慎重に扱うという意識が足りなかったように思えます。
1884	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		オープンされていない記録すべてについて精査した上で、該当者に通知をする。 何度にも分けて案内を送ることで、不信感を重ねるのではないか？	当初の報道では、消えた5000万件ということから、基礎番号になったときの回答をしていない国民の無関心からの自己責任ではないか、ペーパー時代ではどうしようもない事故と捕らえていたが、詳しい報道により、年金を携わる者として被保険者の立場に立っていなかったので、問題が大きくなったのだと思う。 また収納率、検認率の強化、番付競争、が職員の改ざん等をさせたのではないか。	問題発覚から休日返上、休暇もとることなく、がんばってきた。窓口での罵倒にも耐えて、ひたすら謝って精神的にも、肉体的にも疲れた。 またこの機会と思い、年金についての啓発を行った。 一方的な報道やもれている記録を小出しに何度にも分けて案内を送ることで、不信感を重ねた。
1885	地方庁	地方社会保険事務局長			存在を知ったのは、平成19年5月です。	お客様の申立について1件ずつ真摯に対応するのみです。 反省するべきは、紙台帳からコンピュータへ移管したときの職員が深く反省するべきです。
1886	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在の再裁定業務のように、専門知識のある職員で調査から回答まで専念させるべきと考えます。	本人の加入履歴が漏れていたり、別人の記録が混在していたりするため、裁定前に正常にしなければならない重要な問題と認識しています。 平成9年～平成10年頃、期間照会を担当していた時に知りました。	期間照会の回答をする事で対応していました。また、現時点でみた場合に、裁定請求される全ての方に対して期間照会を行うべきだったのではないかと考えます。
1887	地方庁	その他(社会保険事務所)	振替加算について届出を忘れた場合、時効特例に該当しない取り扱いになっている。届出漏れにより、振替加算をもらいそびれているケースがかなりあると思われる。	法律上は振替加算の届出義務があるが、保険者がシステムで把握できることであるため、催促等を行うことは可能であると思う。 適切な届出勧奨をしなかったことについて、保険者としての瑕疵を認め時効特例法の対象とする運用面の判断があっても良いのではないかと考えます。	基礎年金番号導入以前については、転職の度に手帳番号を取得している方が多かったため、手帳番号を重複しているケースが多数あった。	その当時は、直接の遡用業務を担当していなかったが、処理の仕方に疑問は感じていた。 従来の考えでは、手番が重複しても裁定請求時に整理すれば良いと考えていたが、今回の記録問題により5000万件が宙に浮いていたと聞いて件数の多さに驚いた。 年金制度は、オンラインが開発される前に始まった制度であり、紙管理の時代には限界があったとおもう。また、早期にオンラインを導入したが、現在は民間企業に比べ、システムを有効に活用し切れていない…。 過去のことは、当時の時代背景もあり、現在の基準で批判することは必ずしも適切ではない。まずは過去の状況を把握して、それを改善するためにはこれからどうするべきか考えて行くべきで

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1888	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	最終的な問題解決の形は政治問題ではないでしょうか。 現政権の判断に従います。 社会保険庁(日本年金機構)としてやるべき事は、政府が決定した解決の形に向けて全力で取り組むことが最善であると思います。	基礎年金番号に登録されていない手番があるのは当然知っていました。 この事実に対しては、年金請求時に最終的に統合されれば被保険者に不利益が生じることはないため、年金申請時に丁寧な相談・審査を行えば問題はないという認識でした。 現在は国民からの強い要望があるので、記録問題解決が社会保険庁の最重要課題の一つであるという認識に変わっています。	最終的な問題の形が示されておらず、具体的な問題点を挙げることは難しいです。 しかし、私は個別案件において、被保険者(受給権者)の最善の回答となるように心がけて対応しています。そういった一つ一つの積み重ねが年金制度の信頼回復に繋がると信じております。
1889	地方庁	その他(社会保険事務所)	職務経験も浅いので、特にありません。	特別便、定期便でご本人様への情報提供はある程度済んでいると思うので、未送達者や未回答者への対応に重点を置くべきだと思います。いまだにご本人様が待っていらっしゃる年金手帳を確認するだけで統合できる手帳番号も多数残っているので、統合済の手帳番号も本人に定期便等でご本人様にお知らせをして、他の番号の記載された手帳をお持ちではないかと確認を促せばいいのではないでしょうか。	年金記録問題がとりざたされる前は、基礎年金番号が導入される前の未統合の手帳番号が多数存在する、各種手続きの際に未統合が判明すればそのつど統合はするが、最終的には年金の請求時にきちんと確認されているくらいの認識でした。問題と思って意識したのは正直、国会で取り上げられ始め、報道されるようになってからです。	課題が山積しており、根の深い問題なので、劇的な解決策はないように思います。そのため、目の前のひとつひとつの事例、ひとりひとりのお客様の対応に全力を尽くそうと思って対応をしています。反省点としては、制度の過渡期(基礎年金番号制度の導入、オンラインシステム化など)に、将来的な影響、効果を予見して、もう少し細心の注意を払うべきではなかったかということだと思います。
1890	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		地道にコツコツやっていくしかない。	コンピューターへのデータ登録誤りがあること。 平成4年頃	年金裁定時に本人申出の記録と突合するので、問題ないと考えていた。 数年に1回は加入記録についてお知らせすべきであったと考えます。
1891	地方庁	その他(社会保険事務所)	あらかたオープンになっているのではないでしょうか。 今思いつくところはありません。		厚年手番の氏名もれや無茶なカナ登録で記録の発見が難しいことがあるということは、10年ほど前(採用後3～4年後？)から気付いていましたが、当時は期間照会も地元に長く住むベテランが行っていましたので、本人の申し出があったものについては、統合に結びついていると思っていました。 また、本人が職歴等を覚えていない場合、安易にこちらから情報提供できなかった点は、別人記録が統合されてしまわないために、やむをえない部分があると思っていました。 ここ数年で数々の記録問題が明るみになっていますが、全く知らなかったものも多く、非常に衝撃を受けました。 あまりにもずさんで、何を言われてもしょうがない状態だと思います。 もう、個々のレベルは超えていますので、庁自体が動かないことにはどうにもならないと感じました。	まずは、今後新たな問題を起こさないよう、記録の登録・補正・管理は慎重に行うべきと考えます。 また、これだけの問題が発覚しているわけですから、お客様の相談に対し、「ありえない」ではなく「ありうる」ことを前提に対応する(考える)ようにしています。 記録問題は、「後で何とかなる(する)」という意識のもと、今まで放置されたツケが回ってきたものだと思っていますが、それは今もなお続いている問題のような気がします。 スピードを優先するあまり、その内容がおろそかになっている感が否めません。 膨大な量ですので時間はかかるでしょうが、まずは記録の整理や検索システムの充実を急ぐべきではないでしょうか。 調査の効率にも影響すると思います。 そして、その作業について、自先の進捗を求め安易に委託等に頼れば、オンライン導入時の二の舞になりかねませんから、制度の仕組みやオンラインに熟知した人が携わるか、十分な研修・管理のもと行うべきと考えます。 それこそ、パフォーマンスのような過去の懲戒処分者への採用拒否などやっている場合ではない
1892	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	何を持って解決とするか、待ち主不明な記録が何%判明したら解決と言えるかわかりません。大方が納得できる方策も残念ながら思い当たりません。 資料なしで納付を認めることが報道されているが、もし実施されたらかなり思い切った決断と思う。国民と現場に混乱を引き起こさないよう、慎重に方向を定めてほしい。	記録の未収録は、制度発足以後も給付が遅い将来のことであるという意識からくる記録管理意識の低さから発生した。 宙に浮いた記録は、加入者本人の「申請主義」という伝統的なスタンスが職員の間に広くあったため(そのように指導されてきた)、その帰結として件数が増大したもの。 国民年金などにおいて、個別ケースとして記録漏れがあることは承知していたが、宙に浮いた記録が大量に存在すると知ったのは平成19年。	「本人申請主義」は、そのようなルールと理解していたので、そこから外れた処理はできない。組織の中では問題点を認識しづらい面がある。 事業や事務の進め方については積極的に外部の意見を聴き、採り入れていくべきと考えます。
1893	地方庁	社会保険事務所課長級以上		まず、旧台帳記録やカセットオープンを全て整備しWM上に登録しオンライン記録が正確な状態にしたうえで、被保険者に対しての通知を、行い記録照合をする。	平成9年の基礎年金番号の導入時において、手番の整理なしに踏み切った為に、起こった問題と認識しています。	「消えた年金」と報道され、本当に自分の記録が、無くなっていると、思い込んでいる被保険者一人ひとりに対して、基礎年金番号制度の説明から、内容説明を行うように対応しました。 反省点 報道と被保険者への通知が先行していまい、社会保険のオンライン上の記録整備が、後回しになった事
1894	地方庁	その他(社会保険事務局)	ニュースや新聞では、社会保険庁の不祥事(不適正選及事案)ばかり、取り上げられているが、事業主が虚偽の届出を行ったり、社労士が事業主にアドバイスをおこなったこととかが過小に取り上げられていることが納得いかない。 紙台帳の突合せとかいうが、一般的に分かりにくい。 当時は、パソコンやワープロもなく、すべて人が手で記入していた。人によっては、クセのある字であったり、今では、何と書いているのかわからない字もある。 これらの紙の劣化や変色、汚れなどで、見にくいこと。 それを順次データ化していっていたときに記録問題がおこったこと。	現時点では、わかりません。	任期付職員として今年から働いているので、勤務し始めたときには、既に知っていました。 たいへんな問題でもあると思うが、なかなか一筋縄ではいかない問題だと思っていました。	人が少ない中、どうすれば事務所段階で「年員記録に係る確認申立書」を滞留させずに第三者委員会へ送付することができるか、件数報告を担当しながら、グラフを作成したりして、上司の意見を聞き、指示を仰いでいました。 実際、年金教育や社会保険委員会、総務の仕事で年金記録問題はほとんど携われませんでしたが、休日や、時間外を利用して事務センターの支援を行うなど、WM操作や画面の見方がおぼつかないながらも今の自分にできることはやってきたつもりです。 もっとスキルアップし、戦力になれるようがんばっていきたいと思います。
1895	地方庁	その他(社会保険事務局)		現在している仕方で処理するしかないと思います。	当人が記憶していなければ、記録が判明しなくても問題ない。その当時、年金に反映する事を当人自身自覚がなかったのが問題である。年金相談をするようになった時(平成12年頃)相談をしていた時にそのほかに記録がある事がわかった。	相談者に対して、思い出してもうしかなかった。以前から加入者に対して年金額に影響する事を知らせていなかった事が反省点だと思います。
1896	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	過去に記録管理を怠ったことをお詫びするしかない。	社会保険庁がキーパンチャーにどのような指示を出し、入力作業を進めたかは知らないが、入力結果を確認することは無かったのではないか。その当時ずさんな記録管理の指示を出したことが発端のひとつと認識している。 古い記録に誤りは多いなとは思っていたが、カタカナの漢字化作業を行なったとき入力されていない記録、入力誤りの多さに愕然とした。	事務所にはお客様が殺到しておりその対応に追われ対応のしようが無い。 なぜ、すべての記録を入力しなかったのか、事務所では当然のように行なわれている入力チェックをなぜ行なわなかったのかを当時携わった者から聴取し、原因を究明すること。
1897	地方庁	その他(社会保険事務所)		本庁、業務センターにある旧台帳などの記録を地方の現場の事務所からでも直接調査確認できるようになれば、より迅速に調査が行えると思います。船員保険の記録や昭和20年前後の記録を確認しようとしても、WM上ではどうにも確認できず、業務センターからの回答をまたざるをえないです。他事務所の080画面が迅速に確認できるようになって、調査が迅速に行えるようになったことから、業務センターの記録も事務所から確認できるようになればと思います。	平成14年国民年金課へ異動になってから戸別訪問や電話照会の際に、手帳が2冊ある、番号が2つあるといったようなことを聞くようになりました。当時、多くの方の年金記録は基礎年金番号に一本化されていることと思い、統合されていない方がこれほどたくさんいるとは思ってもいませんでした。	照会をうけた方や戸別訪問の対象の方には、事務所に来所し相談のうえ記録の確認、統合をするようにうながしてはいましたが、来所をうながすにとどまっていたかもしれません。 基礎年金番号導入後は、手番のまま残っていてはいけない、基礎年金番号に統合されていない記録が多くあり、こちらから働きかけて統合をすすめていかなければならないという意識をもって業務を行っていかなければならなかったと反省しています。
1898	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に思い当たらない	誤りがあれば準備に訂正しお詫びすべきであるが、正しいことも全て否定されているような現状では申し上げる言葉はない。	以前に厚年の期間調査を担当した際に未統合手番の存在は認識していた。ただ、基礎年金番号導入時に重複手番を有する方に対しては個別対応を行い、仮に未統合であっても年金請求時に整理されるものとして理解していた。 問題の存在は基礎年金番号導入時には想定されていたと考える。	掛けた保険料分の年金を受け取ることは当然の権利であり、期間調査を担当していた際には一人でも多くの方の記録を結びつける努力を行ってきたつもりである。また、記録が判明した際にお礼状等をいただくと仕事の励みにもなり仕事に対する誇りも感じられた。 年金を受給できずに死亡された方などの情報に接すると非常に申し訳ないと思うが、現場では、厚年のように「住所情報すら無い記録」の本人特定の難しさも痛感しており以前の方法ではこれ以上の対応は困難であったと感じられる。 国家的な問題となってしまったが、今後このようなことのないように制度面からきちんとした情報管理が行えるような体制の構築が必要であると考える。 「申請主義」については、様々なご批判をいただいているところであるが、その議論から時間は経ったにも拘わらず、法整備がなんらされていない点について、現場として非常に疑問を感じる。
1899	本庁	その他(本庁)			社会保険庁の記録管理が不適切なために、起こった問題だと思っていました。 この問題が存在することを認識したのは、事務所で期間照会業務を行ったときです。	被保険者(受給者)に対し、記録がないことを説明して納得してもらおうとしました。 過去の社会保険庁のいい加減な仕事のせいだと思います。
1900	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に無し		未統合の年金記録が多数存在し、年金受給額に反映していない個人の記録がそのままになっていること、納付記録がオンライン化された際に反映されていない部分があるということが問題であると認識している。実際知ったのは、報道で問題視されてから。年金給付の経験がなかったため受給申請の際に全て確認してあるものと思っていた。	一人ひとりの相談を確実に解決していくことを心がけた。時間はかかるが一つ一つを確実に解決していくしか方法はないと思えたため。 記録問題の反省点のとしては、制度自体が統一されていなかったこと、そのため制度移行時に加入もれが多数生じたり、同一人への重複した番号払い出しが生じてしまっていた。また、手番記録からの本人特定の難しさ。本人などの記憶にたよるところが大きく、亡くなられている場合など特定が困難なことがある。さらにオンライン移行時の確認不足。移行時に本人情報とは異なる入力がされたままになっているため、検索時に確認できない原因となっている。このような状況で生じた、確認されていない手番記録がそのままになっていたことが年金不信を招いたと思われ
1901	地方庁	その他(社会保険事務局)	思い当たりません。		厚生年金の記録補正を10年位前に担当した時に、カセット記録や収録もれなど、はじめて記録の不備がたくさんあるのを知った。 WMの氏名索引の確認だけでなく、職歴があれば期間照会をだしていただいて、調査をしたほうがよいと思った。記録に携わる前は、こんなに整備しないといけない記録があるとは、思ってもみなかった。	期間照会でどうしても見つからない時、最後にマイクロの生年月日索引簿で同じ生年月日のマイクロの総当りをして索引簿に確認した名前を鉛筆書きしていた。 期間照会にかかる時間を短縮するために、あらかじめこれらをすべてアルバイトの方とかにやっていただくことはできないか、まわりにいってみたが、量が膨大なので、無理といわれた。 期間照会や記録の補正は、限られた人しか経験しない部分なので、話してもなかなか他の人には理解してもらえなかった。もう少し熱心にみんなに伝えればよかったかな思う。
1902	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		本当にそのような問題があるのかと半信半疑でした。 ウィンドウマシーンに登録されていない記録があること自体知りませんでした。 テレビの報道でしりました。	記録の回復に全力を挙げる。 基礎年金番号導入時に徹底的に調べるべきでだったと思います。
1903	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じません。	記録の確認及び事務処理が膨大であり、かつ人的作業に頼らざるを得ない状況です。したがって、記録確認業務が矢継ぎ早に出されている現状において非常に時間的な余裕が無いと感じます。あまりにも短期間での解決を求められ、将来、第二の記録問題が発生しないかと懸念します。じっくり、確実に解決していくためにも、ある程度時間をかけた対応が必要と考えます。	平成19年2月頃に未統合記録が5000万件もあることが発表されたことで知りました。若い頃、国民年金台帳の切替作業に関わったことはありますが、その後、本庁でどのように処理され管理されていたかは良く分かりませんでした。年金は、非常に長い期間の管理が必要となりますが、記録漏れ等により老後の生活に大きな影響を及ぼす事を考えた時、国民にとっても我々の組織にとっても重大な問題と思いました。	記録の確認については、お客様の記憶に頼らざるを得ない部分が大きいですが、可能な限り丁寧な対応の中から、一つでも未統合記録を判明させたいと思って取り組んできました。反省点としては、記録の管理・保管には十分な予算措置(全ての古い記録のマイクロ化等)を取るべきだったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1904	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません。	職員は提出された書類や窓口等の対応に追われているので、職員以外の外部の方を多く雇用し、確認作業等を行う。	過去の記録をデジタルでの記録等に移し変えたときの収録ミス旧台帳が手書きのため、記入誤りや読み間違い 名前の振り仮名のミス 事業所の届けの誤り 等により、統合していない年金手帳があること 問題がマスコミによって報道される平成19年ころだと思う。	年金請求のときまでにに複数の手帳の記録を整備すればよい、と聞かされていたので、窓口等でもお客様がおっしゃった範囲で記録の確認や統合を行った。 年金の請求のときに記録の整備をすると、本人が忘れていることが多いので、もっと早い時期に記録を本人に通知すべきだったと思う。
1905	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金請求にかかる手番統合処理・氏名訂正処理等にかかるうちに、未統合記録があることを知った。 納付してきた保険料が完全に給付に反映されていないというのは、(年金)保険としての意味を果たしていないことであり、制度根本が揺らぐほどの事態だと感じていた。	来訪者および電話での対応・申し出記録の調査を真摯に行った。 管理していた記録が不完全(氏名・生年月日が相違)であったこと、自身で加入記録を確認する機会が裁定請求時くらいしかなく、その機会でさえ不完全な記録での素引となっていたことが一番の要因であったと思う。
1906	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	氏名・生年月日等の検索システムの開発も大事であるが、記録が判明した方々の年金再裁定システムのオンライン処理(手作業による処理ではない)による自動計算システムの開発が急務である。なぜなら、年金問題は1～2年で解決するものでなく、今後将来的に継続する問題である。年金請求の時効を見直し現行の再裁定方式(時効分、時効でない分と分けた方式)を一括方式に見直す法改正が必要である。	業務課に所属していた時に、年金番号疑重複処理を行っていたときに、既に基礎年金番号に未統合の問題が発生することは十分に予想ができた。年金加入期間照会に基づき紙台帳等の調査を行っていたときも「時代背景、本人の申立内容、照会時期に同事業所で勤務していた他の被保険者記録」等から、まず99%申立人の記録とし判断できない場合でも「生年月日が1日でも相違する。漢字が相違する(ひらがなと漢字など)。」などで本庁の指示により別人処理せねばならなかった当時に、現在の問題が生じることは十分に予想できた。	年金相談や年金記録補正に関するマニュアルや通知等に明記されていれば従うしか方法は存在しなかった。
1907	地方庁	その他(社会保険事務所)		一律に救済するのではなく、人、時間、金を掛けてでも事実を追求すべきと思う。	国の記録管理が悪かったと思う。長期間の記録管理をコンピューターの無い時代に正確に行うことは無理だったとも思う。問題の存在を知ったのは記録問題が起こったときです。	事務所の現場では、お客様から罵声を浴びながら仕事をしていたが、自分たちの組織が起こしたことだから一生懸命対応してきた。もっと単純な年金制度にすべきと思う。
1908	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	ねんきん特別便の年金記録への照会に対する回答が終了しないうちに、ねんきん定期便の送付が始まり、既にねんきん特別便の照会票を提出している被保険者に対して未回答や訂正が完了しないままの状態で、また同じようなものが届くといったことや、回答がなかなかこないために同一の被保険者が複数の社会保険事務所に同じ調査内容の照会を何度も提出するといったことも起こっております。非効率であるとともに、被保険者へ不信・不安・混乱を与えることにもなっているため、思いきって一度、定期便の送付をやめ、既に提出されている照会に対する調査・回答を完了・整理するための一年をつくってほしいと思います。	基礎年金番号に未統合の手番があるという「年金記録問題」が存在することについては、私が社会保険事務所に採用され、社会保険事務に携わることになった平成12年4月に知りました。 しかし「消えた年金」などと言われ現在のように年金記録問題が世間一般でここまで騒がれる前は、基礎年金番号に統合されていない厚年手番・国年手番があっても、記録自体が消えるわけではないので、50歳までに統合して最終的に年金請求時に年金記録がきちんと整備されればよいと思っておりました。確かに基礎年金番号制度導入後、10年経過しても統合処理自体はあまり進んではいないとの印象はありましたが、はずかしい話、ここまで差し迫って解決すべき問題とまでは認識しておりませんでした。しかし平成19年に世間で誰のものかわからない5000万件の年金記録があると騒がれたとき、自分と世間の記録問題に対する認識のズレを感じ、自分は甘	社会保険庁および年金記録問題に対する世間一般の認識を理解し、一人一人の大切な年金記録に対して真摯に、かつ誠意をもって対応しようとしました。また現在も常にその気持ちで記録調査業務にあっています。 反省点としては、記録課や期間照会事務センターなど、記録問題を専門にする部署が最近まで社会保険事務局や社会保険事務所の中になく、今までは各課が片手間に記録調査や統合処理を行っていたということがあります。基礎年金番号導入後、もっと優先的処理事項として、記録問題にあたり、制度導入後10年間のうちに解決しておくべきであったと思います。
1909	本庁	その他(本庁)	特に思いあたりません		国家公務員としてのコンプライアンスの意識の甘さが招いた問題だと認識していました。 問題発覚時は入庁間もなかったため、マスコミ報道等により知りました。	所属する部署において日々コンプライアンス、顧客満足等意識を高く持ち業務を行うことを心がけました。 以前から組織として問題の存在を認識しながら対応が遅れた点等が反省点としてあげられると考えます。
1910	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	現在、本人から回答があった特別便を早く終わらせることが優先しているため本来の解決になっていないケースがある。時間をかけて丁寧に調査することが受給者、被保険者のためになると思う。	5千万件の未統合手帳番号があり、それを統合すれば解決すると思っていた。 時期は報道で騒がれ始めた頃。	特別便の返答者へ速やかに回答しようとしたが、件数・種類が多すぎ現場での対応がうまくいかなかった。 問題点とは言えないかもしれないが、年金問題すべてを短期間で解決しようとするため、様々な策を立てたが、それに対応するための事前準備や環境整備ないため事務処理、対応が追いついていない。
1911	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	早期の解決が必要であることから、年金記録問題の担当職員を増員することが良いと思う。しかし、現在の職員の定数内で対応となると厳しいことから難しい問題だと思う。	平成9年1月から基礎年金番号制度が始まったときに、複数の番号をもっている人の確認調査が徹底されていないことが問題であった。将来年金請求するときに確認できるからという理由で年金記録確認行為が先送りされているのが現状であった。	結果として、個人的に具体的な対応は何もしなかった。基礎年金番号制度を導入した際に、他の年金番号を持っているかとの照会のほかに勤務した会社名等についても同時に確認すれば良かったのではないかと思われる。
1912	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	どこまで行けば「解決」となるのか疑問ですが、徹底的にやるとなると更なる時間と予算が必要でしょうし、「このあたりで」という線引きが上手く付けられないのかと正直、思います。	この年金記録問題の「根幹」にあるものの説明をきちんと説明できない限り、安部総理ではないですが、「最後の一人までは…」なんて事にならざるを得ないわけですから、年金記録問題の構造と歴史的な制度説明を踏まえた説明をしなければならないと思っていました。 知ったのは(認識)したのは、報道のときからです。	調査に出向いて、相手側の言動を冷静に観て、どのようにすべきだったのかを考えました。 現時点では、「法令遵守と現場での日常での行政のあり方」を天秤にかけ、実際どのように動くべきなのか、自身として迷っています。
1913	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	期間調査の仕事の支援をしていますが、080の検索に非常に時間を要し、オンラインでは非常に見えにくいものもあるので、大都市や大企業のある管轄の社会保険事務所が保存している台帳をやはり直接見て探していったほうがいいと思いますので、現在原則他庁照会がだめということになっておりますが、他庁照会ができるようにしていただいたほうが、一件を処理する時間が早くなるのではないかと思います。(他庁照会業務の充実)	すべての職員が一丸となり解決していかなければいけない問題であると思います。 平成17、18年頃だったと思います。	事務所在籍のときは、ねんきん特別便窓口相談に積極的に出ていました。 現在(事務局事務センター在籍)は、期間調査の係ではありませんが、夜間に期間調査の仕事を支援しています。 年金記録のオンライン化前の記録の台帳への記載があいまいであったことが現在の期間調査事務に非常に時間を要していると思います。
1914	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1915	地方庁	社会保険事務所課長級以上	一般に知られていないかどうかはわかりません。 国民年金について、オンライン化前の昭和50年代、当時私が新採間もない頃、市町村から報告のあった検認票を紙台帳に転記(押印)する作業を行っていました。毎日大量の単純作業であり、転記時に手帳番号、氏名等確認したつもりであっても転記誤りが時々発生しましたが、事務所内で確認作業を改めて行う余裕もありませんでした。そこで、市町村に対して毎年、市町村保有名簿との記録の突合を行うよう依頼し、処理誤りが発見されることがよくありました。市町村によっては突合しない年度もあり、その部分で記録漏れ等が発生していた可能性はあると思います。 また、オンライン切り替え時に、一般台帳と特殊台帳に分け、特殊台帳をマイクロフィルムとして残しましたが、資格喪失者(未切替者)の一般台帳の住所記録が残らないため、照会のあった場合、本人の記録と特定できない場合も発生しています。	市町村保有名簿との突合を行うこと。しかし、マイクロフィルムの残らない記録についてはいい方策が思いつきません。	青森県の場合、出稼ぎにより、毎年短期間就労し、その度に国民年金と厚生年金の得喪を繰り返し、また、事業所が変わる度に新たな手帳番号が払い出され、年金請求時に記録をまとめる作業に苦慮したことがよくありました。本人の手帳紛失等で、紙で管理していた頃は手帳紛失により以前の番号が不明のため、新たな番号払い出しとなった場合もあると思います。オンライン化により、番号検索が容易となりましたが、年金給付関係の業務を行なっていた頃は本人申し出の記録が見つからずに裁定を行ったことがありました。昔は、いまほど年金に関する関心は高くないと思われ、見つからない記録をあきらめるお客様が大部分だったと思われます。問題意識は今ほど大きくは無かったものの少しはありました。マイクロフィルムを全国的に検索できるシステムは大きいと思います。基礎年金番号が始まっても、将来年金の請求時に統合すればいいと思う気持ちが少しあったのも正直なところです。	少しでも早く、多くの方に正しい記録を示したい、そのために努力したいと思います。行政の側から本人に正しい記録の確認を積極的に働きかけてこなかったことも反省点としてあると思います。
1916	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金加入記録の回答に基づいて調べたところ、一方は脱退手当金を受取ったことを自ら確認した回答されているにもかかわらず喪失日等が不備で年金に加算され再裁定になる方。本人の申し出と一致する事業所の記録があり取得日も一致するものの記録に不備があり社会保険業務センターに照会の後、回答で喪失日が確認できず統合できない方と同様の不備でも実態と異なり公平性を疑問に思う。 また記録が確認でき追加されるも平均標準報酬がさがり受取額が下がるため再裁定せず従来の年金を引き続き受給されている。	当然、救済すべきではありますが、改正による法律の整備だけにとどまらず抜本的に見直すことも検討すべきではと思う。	当初、積極的に解決できていないうえ個々の対応に差があり現在でも感じる。一部の努力も全体で取り組む姿勢がなければと思います。	周囲と比較せず対応しないと自分の意欲が下がるので気にせず対応してきたが個々の意識に頼りがちになり問題解決に迅速に対応できていなかったのではと思う。
1917	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			平成19年頃	年金記録相談窓口、電話相談窓口の支援及び平日・休日出勤による期間照会調査の支援を行い、照会に対して、迅速な回答が出来るように支援を行う。 現場の処理能力を十分に精査して、相談・処理体制を構築する前に、特別便の送付が行われ、回答・再裁定の遅延を招き、積一杯頑張っているが不信を招き批判にさらされた。 標準報酬受給者便に対しては、十分な相談・処理体制を構築して臨む必要がある。
1918	地方庁	その他(社会保険事務局)	民間からの採用枠で平成21年4月より勤務を開始いたしましたので、世間一般に知られていない問題については特に存じ上げません。	迅速かつ正確な記録調査は業務内容の習熟度向上がキーポイントになると思います。 各論的とは思いますが、3ヶ月単位で変更の可能性が高い派遣社員よりも、職員(賃金職員含む)中心の人員配置が費用対効果で有効な対策となるのではないでしょうか。	日本に住む者にとって老後のセーフティーネットであるべき年金制度が信頼を回復するために、最優先で解決しなければいけない国家レベルの問題だと認識しています。現職務は日本の未来を造る仕事だと思っています。 平成19年・年末頃に知りました。	事業所検索と名簿検索のスキルアップ(迅速かつ正確)を心がけてきました。 検索業務については東京都内においても地域性が多様で、「一種の職人芸」が必要とされる部分も多くあります。 現時点では調査対象が全国の事業所に拡大しましたので、WMの操作においても習得すべき領域が未だにあり、それが反省点となっています。
1919	地方庁	社会保険事務所長	ありません	まだまだ、処理しなければならない年金記録問題に係るものがたくさんあると思われますので、専門の部署を設置し経験豊かな職員を多数配置して集中的に処理すべきと思います。社会保険事務所は通常業務の再構築にシフトすべきと思います。 問題の解決に向けて経験豊かな職員は貴重な存在であると思います。	国民の皆様の生活の根幹にかかわる大変大きな問題であることと、制度の崩壊を招くのではないかとの認識でした。 平成19年の春ごろ知りました。	国民の皆様の年金記録を時間がかかっても確実に記録につなげていき、信頼回復をしていくようにしたいと思いました。 問題が明らかになったときの当初の対応が非常に悪かったこと。(すべてが後手後手であったこと)担当部署を超えて横断的に包括的に対応する部署が必要ではなかったかと思います。
1920	地方庁	その他(社会保険事務局)	知らない。	とにかく皆で頑張るしかない。	過去の先輩たちが恐ろしいことをしていたと認識した。 新聞で大きく報じられ始めてからこの問題の存在を知った。	とにかく窓口に怒り狂ってやってきたお客様にお詫びをし、できる限り丁寧かつ迅速に回答できるよう努力した。 全ての紙台帳記録をオンラインに乗せるのが遅すぎた。すばやく対応し、全てオンライン上で検索できるようにしていれば、何度も同じ人に対して照会をするといった無駄な労力を避けられたと
1921	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	年金制度を知らないことが一番の問題だと思います。 学校教育で年金制度の教育を必修にすべきだと思います。	制度について知らなかった、誰も教えてくれなかった、という意見が多く、制度についての認知不足が根本原因だと思います。 平成20年1月社会保険事務所に採用されたときから。	年金制度について図を描いて説明するなどの窓口での応対を心掛けた。 年金請求時に確認すればよいという認識で今まではいたと思われるが、記録統合がされていない可能性があるとわかった時点で処理をしておけばよかったと思います。 現在はこちらから勤務先名を確認するようになったが、もっと前から行っていればよかったと思い

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1922	地方庁	その他(社会保険事務所)	再裁定が終わるまで平均3ヶ月ですが、1年以上かかっている方もいること。ただ、現状(年金知識のある人が不足している)では仕方ないと思います。ご本人様には本当に申し訳ないです。	①本人から、「本人のものではない」という明確な確認をしてもらっているにもかかわらず、何回も本人に確認をとっている手番があるので、記録統合以外に、統合不要確認済の記録の事跡も残せると無駄が省けます。 ②どこの事務所で、何月何日に記録を登録した、ということがWM上分かるようにしたほうが再裁定の案内がやりやすいです。 ③記録をすべてあらいざらい出してから、一括して確認するよりは、現在のように、見つかった記録を少しずつ本人に確認していくほうがいいと思います。受給者の方とお話していると、やはり年金を楽しみにされている方が多いので、少しでも早くお支払いしてあげたいです。ただ、①や②のような問題もあるので、WM上に「お客様記録」として、個別にお話した内容などで、共有したほうがよいことなどをフリーで残せるようなシステムになると、なお良いのではないかと思います。 ④記録問題の解決に限定して、年金に精通している方に再裁定などの事務を委託すればいいと思います。とにかく件数が多く、しかも内容が複雑なので、勉強しながらやっていたのでは未処理が増える一方です。	オンライン上に未統合の記録があることは知っていましたが、年金請求をするときに統合するので、問題ないと聞いていました。国民年金3号期間中に厚生年金が有ったことが分かった方などは3号届がいる場合があるので、手番があることが分かれば早めに統合しておいたほうがよい、という程度の認識でした。 オンライン上の記録がすべてだと聞いていましたので、オンライン上に収録されていない記録があるとか、遡及して資格を喪失したりしているケースがあることなどは全く知りませんでした。世間で問題になったときに同時に知りました。	とにかくオンライン上の記録がすべてだと思って仕事をしてきたので、意識を変えて、抜けている記録あるかもしれない、という前提で話を聞くようにしました。ただ、本人の思い違いということもあるので、慎重に対応するようにしています。(36年4月より前に国年を納付したなど、納付時期を間違えているのか、国保と間違えているのかがはっきりしないケースなども多いです。)違った情報で調査依頼を出してしまうと、見つかるものも見つからないので、とにかく本人の話を詳しく聞くように対応しました。 現時点での反省点 ①「記録が統合される=年金が増える」という認識があることです。増える方がほとんどなのですが、中には減ってしまって、返納してもらわなければいけない人もいます。受給者にお送りしている文章には、年金が増える、もらえる、と読めるような文面があるので、もうすこし慎重な文面にするほうが良いかと思います。 ②人手不足だと思います。記録の確認についてもそうですが、特に再裁定事務については複雑な年金知識がいる場合が多く、新人を雇ったら解決するといった単純なものではないです。一ヶ月や二ヶ月の研修で分かるようになるものではないと思います。旧法などは資料を探すのも大変です。 (過去に対しての反省点ではなくて、今現在起こっていることに対する反省点、ということで答えま
1923	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に思い当たることは、ありません。	新規番号の払い出しを行う際の附番歴の確認の徹底や遡及した届けや5等級以上の降級を処理する際の事実確認の徹底など、現時点において今後問題を発生させない一定の抑止策は打たれていると考えています。	自分の知る範囲では不正な処理はありませんでしたので、最初はあまり実感がありませんでした。また所謂「消えた5000万件の年金記録」にしても未統合であるだけで、裁定の際に統合処理を行って支払いをするのだからそれでよいのではないかという考えを持っていました。しかし、不正な降級月変や保険料の不正な取り扱いなどが報道されるにつれ、大変なことになったという思いでいっぱいでした。自分の知る範囲ではこのようなことはありませんでしたので、このような問題が存在することを知ったのは、新聞報道などで大きく取り上げられた時期のことです。	自分の携わる範囲では不正な処理はありませんでしたが、これらの問題を防ぐには危機管理意識の徹底が抑止に大きく寄与すると考えていましたので、課内や所内での意見交換や事業を推進する際の事前準備などを、よりオープンにすることが必要と考え、その点にとくに注意をするようにしました。結局問題の根底は、個々人の危機意識やモラル意識の低さにあったと今でも考えています。
1924	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	紙台帳を扱っていた時代の方を含め知識・経験による情報を集めそのなかから効率的な処理方法を検討する。やはり人的対応にかかる部分が多いと思うので経験者を中心に記録確認を行っていくべきではと思います。	5年位前に記録整備の仕事をしたとき、記録の漏れがあるという思いを感じ、全体ではどのくらいあるのだろうと漠然と感じていました。	全体的な問題として対応する必要がある旨を上司にきちんと伝えればよかったのではと思います。
1925	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	現在、進めている統合標等との突合を着実に実施するとともに、名寄特別便等の未回答者に対しては、職員等による戸別訪問を粘り強く行っていくことが解決への方策と考えます。	同月内の資格記録等の相違については、保険料負担にも影響がなかったことから、「いづれ年金請段階において整備するであろう。」という安易な考え方が風潮としてあったと思います。 その問題を知ったのは何時かは特定できませんが、かなり昔からではないかと認識しています。	問題の先送りが現在の年金記録問題に繋がっていることと思いますので、疑義等問題が発生した場合は、先延ばしせずただちに解決をするよう努めています。 年金記録、イコール、年金額という意識が軽薄であったことが反省すべき点であると思います。
1926	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	共済期間と厚生年金期間が重複しているようなケースでは、共済年金を優先して、厚生年金の記録を補正する(削る)ような取扱いになっているが、(船員保険と厚生年金も一緒)補正された際の保険料の還付については現在検討中と言う事だが、速やかに検討結果を出すべきである。還付するのかしないのか、また還付する際には本人に還付するのか、事業所にするのか、事業所にする際は、全喪事業所であればどうするか。ねんきん特別便等の関係でこの問題を早く解決しないといけないようになっています。削って掛け捨てになるようなことは理解が得られないと	難しいですが本人負担分だけでも本人に直接、還付するような流れを作ることが必要だと思います。	平成6年4月に健康保険・厚生年金保険の適用課にいた時に、古い記録(昭和17年6月払い出しの記録)を見ることがありました。その時の手番が氏名なし・生年月日オールゼロ・性別不明・資格記録も取得があるのみで途中で打ち切られている・というような記録がたくさんあり、びっくりしました。その時、上司が「年金については、年金の請求があるときに確認するから問題はない」と言っていました。しかし、年齢もかなり高齢であり中途半端な記録は良くないなと思っていました。	当時、基礎年金番号もなく統合すると言ってもまとめようも無く、そのままにしていました。厚生年金の新規取得届だけ(20才以上のもので手帳番号なし)が提出された場合には、提出事業所に対して当時、本人がこのような所に勤めてなかったか確認を依頼したりして、新規の手帳番号の払い出しをできるだけしないようにしたり、手帳再交付届があった際には、名寄せをして、今回の届に記入されている以外の記録についても、本人記録の確認を行ったりしていました。 原因は、基礎年金番号の導入が遅かった、また裁定時主義も良くなかったと思っています。
1927	地方庁	その他(社会保険事務局)			台帳管理がずさんだったことや、台帳管理から機械管理に移行する際の入力ミスなど、人為的な要素が高い問題。 約2年ぐらい前。	年金特別便などの窓口対応においては、相手の立場にたった対応を心がけた。 国がやっていることだから間違いないという国民の信頼の下で、誰からも監視されていないという気の緩みから、業務に対する緊張感を欠いていた点。
1928	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		記録の確認作業については、システムの構築も必要と思うが、マンパワーでの地道な作業が必要であると考えるため、今以上に集約を行うことが必要と考える。	事実でない訂正などは論外であるが、すべての年金記録の不整合が現場の責任でない部分というのは多いのではないか。(将来の年金の問題よりも健康保険証を優先して処理してほしいとの被保険者及び事業所担当者等の認識、その時代での記録管理のあり方の限界等による手番頭の重複払い出し)	一旦新番で払い出した場合、必ず、重複取消届けを提出するよう再度連絡を行うよう心がけた。
1929	本庁	社会保険事務所課長級以上	世間に知られていないような問題は、承知していない。	長年かかって積み重なった問題であり、刻度も複雑なため短期間での整備は無理であり、整備計画を策定して優先順位をつけ順次整備していくことが必要であると思います。 単に人間の数を増やすのみでは、ミスを繰り返す危険性もある程度の時間をかけて専門家を養成することが必要であり、併せてシステム開発を行っていくことも重要であると思います。	現場で働く職員が、それぞれの組織で年金記録がどのように管理されているか、または、管理されてきたかを知らずに業務を進めてきた結果と、長年の年金記録の定期整備をなった結果、発生した問題であると認識しています。 平成19年に報道で騒がれるまで知りませんでした。	年金記録の管理等について、職場の同僚に自分の知っている知識を伝達し、後弘等へも記録整備のノウハウを伝え、国民に対して真摯に対応することも伝達した。 複雑な制度を理解しやすくするシステムの開発等を推進していくべきだと思います。そのような努力をしなかった点を反省します。
1930	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	いままで通りにやっていくしかないかと思います。	私は任期つき職員として[redacted]採用されたので、それまでは新聞等で知るだけでした。	お客様に真摯に対応していくしかないと思います。 お客様にもっと年金を理解していただけるような方法はないかと思いました。
1931	地方庁	社会保険事務所課長級以上		時間をかけ丁寧にご対応していくほかはないと思います。	誰のものかわからない年金記録が存在することを知ったのは、平成9年ごろだったと思います。それまでは、年金記録に直接かかわる業務ではなかったため、国民年金課に異動してからだったと思います。ご本人様からのお問い合わせがあったときに初めて氏名索引を行い、記録をおまとめすると言うような運びで、対応していました。法律も社保内の職員も届出主義を基本にしていたためにこの問題の重要性の認識は、今思えば、かなり薄かったと思います。	最も反省すべきは、届出主義に胡坐をかいていた組織のありかただったと思います。資格取得時に、一人1番号制であることを厳しく徹底して事業所へ指導し、また、手帳番号保持者と思われる方の資格取得には、キチンと調査して適用していれば、もっと防げたことではなかったかと考えています。 長年の積み重ねで途方もない数の記録が、「浮いて」しまいました。手のつけようもないほどに、散かった書棚を片付けるためには、時間と根気が必要だと思います。 私にできることは、ひたすら丁寧に対応していくことではないかと考えております。数十年も前の記録を、思い出していただくようにお願いしますと、「そんな昔のこと思い出せない！」と憤慨される方もおられますが、できうる限りの情報を提供したり、お話を繰り返していただくことで「励みに
1932	地方庁	その他(社会保険事務局)		コンピュータ導入以前の記録に関してはお客様がある程度勤務先、期間、勤務状況など具体的な内容であれば納付したものとみなしていくことで迅速でかつお客様に満足していただける解決方法になると思います。ただ、どこまでが具体的な内容とするのかの線引きは非常に難しい思います。	年金記録問題が新聞で取り上げられるまでは大きな問題と捉えていませんでした。2，3年前に宙に浮いた年金記録等として大きくマスコミなどで取り上げられるようになってから大きな問題であることと認識しました。	もともと[redacted]配属された当時はお客様が年金請求に来られた際にさっそく昔の記録を確認してから請求書を受ける様指導されえており、本人にも聞き取りをし、氏名索引もしていたので漏れることはないと思っていました。しかし、氏名登録漏れや生年月日登録誤りが多数あることの認識が少なかったところに問題があったように思います。
1933	地方庁	その他(社会保険事務所)		旧台帳など過去のデータをオンライン化し検索しやすくすることが必要だと思います。また本人のものと疑われるデータを見つけた際に、どの基準を満たせばそれを本人記録と認めてよいか、庁LANにフローチャートなどで乗せ明示することも必要かと思います。そしてそのようにして訂正された記録については、決済を責任もって行い、責任を訂正者個人から組織全体での責任に置き換えていくことが必要と思います。責任をあやふやにするということではなく、補正について組織全体でバックアップしていくことが問題の解消を助けると考えるからです。	私は平成18年10月採用ですので、入庁する少し前にニュースなどで知りました。また年金記録に誤りがあることがありえるのか想像もできませんでした。	当初は問題をよくわかりませんでした。 現時点では社会保険オンラインシステムがこの問題を大きくしているように私には思えます。例えば脱退一時金の支給などデータとして厚生年金に登録されているにもかかわらず、裁定請求書を入力するさいにカラ期間の項目として打ち込まなければカラ期間としてその期間が扱われないなど、データとしてオンライン上にあるにもかかわらず自動的に年金処理に反映されません。人の手作業には必ず見落としが発生するので、スクリプトの修正で対応できるところは極力そのようにシステムを改善することが必要だと思います。また職員が使いやすいシステムを作るためには最低でも詳細なシステムの要求仕様書の作成が必要ですのでそういった方面の人材育成も必要かと思います。 またオンラインシステムのヘルプは非常に見にくく、業務処理要領も内容が希薄で項目に打ち込む数値の意味さえ記載されていないことが多々あります。このため処理をどのようにすればいいかがわかりにくいことがたびたびあり、この積み重ねが処理を遅らせ記録問題につながったと私は考えます。 よって使いやすくわかりやすいオンラインシステムとマニュアルを整備することが今後の課題の
1934	地方庁	その他(社会保険事務所)	死亡者の再裁定で原簿がない人の処理はいつになるか分からない。再裁定の受付から現在は3ヶ月で支払いが出来ると言われているが、遺族年金1450と1150があると18ヶ月かかること。	1日も早く原簿を作る。	単なる未統合で裁定時の確認不備だとはおもわなかった。こんなに記録訂正が多いとは思わなかった。19年頃から	電話、窓口などであやまることばかりで解決策がなかった。日常業務に追われ記録問題の事務処理が遅れること。
1935	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特段ありません。		年金記録の問題が存在することを知ったのは、平成19年6月頃です。 最初のうちは基礎年金番号導入後10年を経過してなお、5千万件の未統合記録があることが問題と思っていましたが、それのみではなく、記録の管理の不備や不正などの複合的な問題であることが徐々に分かってきました。 年金制度は戦前からあるものであり、当時はコンピュータが無く、台帳などでの記録管理となっており、ミスのおきやすい状況ではありましたが、記録によっては人の一生を左右する記録であり、万が一にも誤りは許されないと思っています。 過去から続く問題がここ数年で噴出した感が有り、また、感情的な報道も多くされたことから職員の間には不満が多くありましたが、とにかくこの状況を打破するためには、地道に一人ひとり記録を確認し続け、5千万件を1件でも多く、また、出来るだけ早く記録統合を行うことが、今いる職員の責務と認識していました。 その部分においては課員への定義付けを徹底して行ってきたつもりです。	年金記録問題当時は国民年金課の課長であったため、感覚としては不適正免除問題からそのまま年金記録問題になだれ込んだ感があります。 記録問題が報道されるたびに多数の来訪者や電話があったのですが、「ねんきん特別便」の発送以降は、昼夜土日を問わず来訪や電話により多数の照会があり、とにかくそれを捌くのが精一杯でした。 対応については、とにかく来訪したお客様をいかに待たせず、適切な対応をするかという点につきます。その点については自分を含め、課員に徹底して指導してきたところです。 今回の年金記録問題は数十年の過去から続く問題の集大成ですが、マスコミの誤った報道や誇張された報道を鵜呑みにして来られる方が多く、また、未統合記録＝消えた年金などの間違った認識でお怒りになられている方などがおり、もう少し落ち着いた状況の中でお客様にじっくりと説明をしたかったとは思っています。 現場においてはやれるべきことはすべてやった感があり、現場においての反省点は思いつきませんが、すべてにおいてあまりに急激に状況が変化してしまったこと、それに職員全員がついて
1936	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金記録問題の解決に向けては、特別便、定期便にて国民の皆さんから回答票を提出いただいているわけですから一日も早く正確な調査を行い記録のもれていた方に対しては早急に記録の回復(年金の支給)をすることが今やらなければならないことだと思っております。	厚生年金、国民年金の記録で基礎年金番号に登録されていない手帳番号があるにもかかわらず、本人のものかどうかを確認せずに放置していたことは、年金制度に対する信頼を失うとともに社会保険庁に対する信頼も失うことになり強い危機感を感じておりました。この問題を長年にわたり放置していたことは、社会保険庁全体の責任であり、国民からお叱りを受けるのも当然のことだと思っております。記録問題の存在を知った時期は、はっきりはしませんが随分以前から	窓口対応時に基礎年金番号に登録されていない手帳番号が判明した場合は、本人に職歴等聞き取り調査を行いできるだけ本人の記録かどうかを確認するように調査を行っておりました。 基礎年金番号に登録されていない手帳番号があるということが、どういう状況なのか(事の重要性)を理解するのが遅すぎたと思っております。もっと早くこの問題解決に向けて取り組むべきだったというところが反省点としてあげられます。
1937	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	老齢で思い出せない人もおり、記録がつながるような得喪については本人の記録として統合する。	基礎年金番号ができたとき、手番があったり、他の勤務場所の届をしない人がいるのではないかと思っていたが、通知により届をする人が増加したのではないかと思っていた。 5千万件の記録未統合の報道があった頃知りました。	年金請求のとき職歴の確認をしっかりさせること。また、昔は統合傾なので思いだしていただくようにすること。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1938	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	世間一般に知られていない問題というものが分かりませんがオンライン化のときに既に死亡していた方や年金を受給されていた方は基礎年金番号を持っていない人もいる。特に亡くなっている方は調査のしようがない。過去の記録等も家族等では特定できないし浮いたままになってしまう。	遺族等にお知らせはしているが間違っている等の返事がない場合は調査対象から除くべきだと思う。	問題というか裁定請求時に40年余りの記録を統合するのは大変だと思った。特に転勤の多い方などは本人の記憶がない場合などが多く受給権を満たしていればという考えもあったのではないか。平成元年頃。	具体的な対応はしていないが転勤や退職の度に常に加入記録を整備すればよいのにと思った。 反省点としては紙台帳からオンラインへの切替時に国民に記録を確認してもらう必要があったのではないかと思う。基礎年金番号導入時に記録統合の呼びかけを行ったが反応が悪かったのも原因のひとつではないかと思う。マスコミ等でも取り上げていなかったし広報を充実するべきだっ
1939	地方庁	社会保険事務所課長級以上	わかりません。	厚生年金記録の紙台帳のパソコン化を少しずつ行うこと。 マイクロを登録にかかわらず開くこと。	先進的にパソコン化をはかったが今までの記録の取り込みを行ってこなかったことが、今の問題を引き起こしていると思っている。 被保険者の方からもパソコン化するときに、なぜ今までの記録をパソコン化しなかったのか、普通に考えれば今までの記録を取り込みた上で実施がされるものであることを窓口で話されました。 記録を管理する側と年金を受ける側の気持ちの相違か意識のずれか	消えた年金記録等。私には何もどうすることもできないので、一つ一つ丁寧に期間照会等被保険者の意に対応して行うしかない。
1940	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	確認作業を迅速に行う	マスコミ報道がなされてから	来客、電話等に対して真摯に対応・説明を行った。 結果的に回答等の処理に時間を要してしまった。
1941	地方庁	社会保険事務所長	ありません。	現時点で進められている取組みについての正確かつ迅速な対応。	長い歴史の中において、記録管理に対する職員の意識、事務処理の徹底及びシステム等、様々な問題の積み重ねから発生したものであり、根底には、記録管理に対しての全てにわたる意識が低かったものであると認識している。 時期については、国会で取上げられてからです。	記録管理に対する認識を新たにし、現在進められている取組みについて着実に実行していく。 また、反省点としては、やはりお客様である国民の立場に立ち、全ての業務を全うしていくことであると思います。
1942	地方庁	その他（社会保険事務所）	なし。	年金制度は非常に複雑であり、また過去の記録の判明により、旧の法律を適用するような場面も多いため、言葉は適切かどうかはわからないが、知識にたけたベテランの力が必要であると考える。外部から新しい人材を投入するのに異論はないが、果たしてどこまで過去の問題を解決していけるかが不安である。	年金給付課に初めて所属し、裁定請求書の受付をするようになった頃（平成16年2月頃）、基礎年金番号に統合されていない番号がいくつもあることを知りました。生活の基盤となる年金の受給額に影響することなので、死活問題だと感じました。	基礎年金番号に収録されている記録がすべてなのか、お客様からの問い合わせに応じるだけでなく、こちらからも問いかけをし、あらゆる可能性を考え、記録を整備することに努めました。しかしながら、何十年も前の記録を整備するには困難なことも多く、過去の記録の管理の仕方はもちろんのこと、もっと早い段階で現在の特別便のような記録の確認体制を整えることが必要だった
1943	地方庁	その他（社会保険事務所）	年金記録が見つかったことにより、配偶者の年金額に影響を及ぼすケース。 （例：本人の厚生年金記録が判明したことにより、配偶者の国民年金免除記録期間が任意加入期間となり、年金額が減額となるケース等）	システムで該当者リストを出力するようにするとよい。	最終的には年金請求時に氏名索引により本人へ確認すれば、もれている記録について整備できると考えていた。問題を知ったのは平成16年頃です。	年金請求時には戸籍より旧姓も含めて本人に確認していたが、現時点でWMに収録されていない記録の膨大な量を痛感。オンラインとなった561年、基礎年金番号化されたH9年それぞれでの記録確認が不十分であったと考える。
1944	地方庁	その他（社会保険事務所）	年金の記録が判明したことにより加給年金の取消になるなど年金額が下がり返納金が生じること。	年金請求時に本人に記録を確認しているにもかかわらず、いつも社会保険事務所側が一方的に悪いことになっている。このことを踏まえつつ広報してもらいたい。	2年前に適用給付課に配属となり、ねんきん特別便がはじまってから。	期間調査をしている際カセットオープンになっていない記録が非常にたくさんある。特別便開始する前にすべてカセットオープンするなど順番を考えてから行うべきと思う。逆に、なぜこんなにカセットオープンになっていない記録があるのか知りたい。
1945	地方庁	社会保険事務所課長級以上		年金制度（社会保険庁）に対しての不信感がつのるばかりですが、相談等に来られたお客様にきちんと対応し、納得していただくこと。気の遠くなるようなことですがこれしかないです。 また、マスコミも年金もらえない、少ない等の方ばかりでなく満足している方や障害年金、遺族年金受給者の方も放映した方がよいのでは、年金問題の事実は事実でそちらも大切ですが、障害年金等の保障面の広報をする。 とはいってもやはり年金制度は複雑ですので一人ひとりにきちんと説明し納得してもらうしかないです。	当時は厚生年金番号及び国民年金番号2つは制度的に当たり前で、もし厚生年金番号がわからなくても後日か最低、年金請求時に重複取消処理をすればよいという認識でした。 記録補正の仕事をしていたときに登録もれが多々あったのを覚えています。	お客様にきちんと説明することに努めました。 年金番号を最初から1つだけにしておけばよかったのではないかと思います。 また、社保職員及びお客様の年金制度に対する認識も低かったのだと思います。
1946	地方庁	その他（社会保険事務局）	特になし	名寄せをしても、最終的には、本人に確認してもらう以外ないため、人数を増やし、訪問して、1つ1つ解決する以外ないと思われる。 また、精神や目や耳の聞こえない人のために役場やヘルパーの人との連携も必要になってくるのではないかなと思う。	年金記録問題については、当時、何歳かはわからないが年金記録を送っていたので基礎番号の統合されていない記録があるのは認識していたが、60歳の年金請求のときに統合されるから問題ないと思っていました。オンライン上に載っていない記録が大量にあるとは認識していなかった。 問題は、ニュースで聞きました。	記録があれば本人確認し、統合するようにしている。 社会保険庁・厚生省の担当者も2～3年で変更になり引継ぎがされていなかったのが問題だと思う。 引継ぎがうまくいくよう紙に記入し引き継ぐするよう改善する 予算とか人員とか十分であったのか検証する必要があると思う。 記録を裁定請求時に統合するから問題ないと認識していたのが問題でありこれからは、、1人に1つの番号との認識が必要である。 記録問題を解決するにあたっては、人の確保と十分な予算が必要と思われる
1947	地方庁	社会保険事務所課長級以上		当面、定期便でお知らせを継続していくことや、個人が自分自身の記録を知ることができるように社会保障カードを持ちATMなどで記録確認ができるようなシステム開発が必要	基礎年金番号が導入されるまでは、国民年金・厚生年金それぞれに番号を払い出していたので、記録は消えているのではなく残っているが、厚生年金はそれまで住所登録がないため、本人が事業所名や所在地を忘れた場合記録を探せない。	基礎年金番号をもっと早期に実施する必要があった。
1948	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じ上げません。	現在行っている方策以外に思い付かない。 年金通帳等、本人が一生持つもの（年金手帳でもいいが）で記録を記帳できるようなものを持たせるのは良いことだと思う。	平成13年ごろ国民年金の担当だったが、窓口で本人は納めたと言っているがオンライン上の記録が無いという案件が数件あり、市町村で保持していた記録には納付となっていた・・ということがあった。 また、オンライン上も市町村も納付記録は無いが、本人の話がウソと判断するには納付に関する状況説明があまりにもリアルであり、推定の範囲だが納付していたかもしれないと思わせられる	未納期間が不自然だと感じた場合は、必ずオンラインのみならず、マイクロフィルムや市町村の納付記録を確認した。
1949	地方庁	その他（社会保険事務所）		・記録の確認から統合・支払いまでの流れをできるだけ簡略化する。 ・受給者に提出してもらう書類についても、何枚も記入してもらう必要がないよう極力一本化していく。	個人の記録が一本化されずに誰のものか特定できないまま、宙に浮いている状態。 存在を知ったのはマスコミなどで騒がれだした2～3年程前。	裁定請求書受付時には現在の名前と旧姓を調べ、必ず本人の記録かどうか確認しました。 また、再裁定の処理は手元にいつまでも書類が残らないよう最優先して遂課しておりました。 問題の反省点については、回覧での再裁定にかかる処理時間と実際の処理時間に大きな隔たりがあったこと。 また、周囲から問題が取り上げられるまで問題意識が低く、結果的に混乱を招いたことなど。
1950	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	すでに認識されているかも知れませんが、被保険者自身が、本名を名乗れない中で偽名で届けた、また、雇用を確保するために、生年月日を偽って届けたことによって作成された年金記録が多数存在すること。	新しい手法に着手する前に、現在進行中の調査を、まず完了させることを優先すべきと思います。 また、紙台帳とコンピュータ記録の突合せの進行と併せて、住基情報等と突合わせ死亡者記録を確定し、調査不能分を整理し、本当に調査の継続が可能な記録を特定したうえで、再調査に入るべきと思います。 解決に特効薬はないと思いますので、確実に情報を整理しながら進めるしかないと思います。	1　紙台帳を持ちながら、コンピュータ記録に移行しなかった業務の怠慢 2．膨大な情報を紙台帳で管理しようとした体制の不備 （同一人に対する他手番の発生の原因） 3．社会保険庁はもちろんのこと、他機関においても当然に発生する人的なミスへの認識不足（リスク管理が不適切） 4．基礎年金番号制度の発足時に手帳番号の統合を年金裁定時に先送りをしたこと（重要性の認識不足） 5．被保険者の年金制度に対する無関心さ 6．事業主の適正に欠ける届出（未加入、報酬の適切でない届出等）、不正 7．収納率の引き上げに偏った事業に対する評価による社会保険庁職員の不正 知り得た時期 1　平成18年頃 2．平成9年頃 3．平成18年頃 4．平成9年頃 5．平成2年頃 6．平成8年頃 7．18年頃	1．3．7については、年金記録問題に対して、社会保険庁全体が取り組んでいた中でのことであるので、調査に対する通知等の指示どおりの対応のみ。 2については、制度発足当時の記録保管についての技術力不足であり、直接的な対応は不能。 4．5については被保険者等との接触の機会ごとに他手番の統合、制度説明等できることは行なってきたと思います。 6については、初めて健保厚年の適用課（業務課）へ配属された際に認識したものであるので、調査にあたっては事業主等に対し説明・届出指導を行なってきたと思います。 基礎年金番号制度の発足時に、名寄せによる照会を地道に続け、社会保険庁として自発的に記録の統合を続けていればと悔やまれるところです。 成果主義にとらわれた評価が原因とされている職員の不正（記録改ざん）問題については、人事評価制度がますます導入されていくなかで、公務であることを各自が再認識して取り組むことしかないと思いますが、業務の執行組織が、年金機構という国の機関でない一法人が行なうことの中で、より一層注意が必要と感じます。 また、紙台帳の情報をコンピュータへ移行ができなかったこと、紙台帳とコンピュータ記録の不突合記録問題については、職員の業務怠慢ばかりでなく、予算や人員の問題も存在していることから、政府全体として、この問題への重要性の認識が足りなかったのではないかと思います。 どの行政にもいえることですが、決まった予算枠の中で配分される予算によって、できること、できないことが発生します。 このケースは、記録問題に限らず発生することであるので、十分な体制を取れない状況を作りだすことのないよう、政治の分野がからみますが、以前にも増して必要な部分は必要であることを言える状況を作りだせたらと思います。
1951	地方庁	社会保険事務所長	知りません。	上記に運動しています。	私は民間から今年の1月1日に採用されました。それまでのマスコミを通じての年金記録問題の概要を認識していました。マスコミ報道を通じてですから、昨年の1月位からです。	特別便、定期便等の対応により、国民のお一人お一人から、ご自分の記録をお聞きしていくという対応が一番の原則だと思います。今後実施予定の紙媒体との突合を通じて、ほぼ十分な解明がされたなと国民の方々から判断していただければよいと思います。費用との見合いも含めての判断だと思われます。
1952	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	具体的処理手順を含め職員等研修を頻繁に実施し問題意識の共有を図るとともに、他部署であっても出来る限り支援する体制を構築し、職員等全員による解決を図る。また、職制上の責任ある地位の者も事務処理を行うなどにより職員の意識の高揚を図り、問題の処理解決に努める。	2つ以上の年金手帳・番号を保有している被保険者等がいることについては、基礎年金番号が導入される前はすべてがそうであったため、制度上やむを得ないものと認識していた。記録の漏れについては、年金請求時に確認しなければならないと思っていた。また被保険者等に対し、年金請求より前に期間確認を行うよう説明会等で広報を行っていた。ただ、保険料横領等の犯罪行為があることについては考えもしなかった。	このアンケートで記録問題といわれることは平成18年以後のことと考えているが、当初は自分では全体像がわからなかった。直接の担当でないこともあり、指示された事を行っていた。今思えば、一人一人の点検に時間がかかることを念頭に、設計を行ったうえで取り掛かるべきであったと思う。
1953	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	被保険者一人に対して、多数の手番が払い出されたことが今回の記録統合を複雑・困難にしている一因と考える。資格取得時、届け出られた氏名・生年月日は事業主確認により正しいものとする考えが根底にあると思うが、年金相談の窓口で相談者から直接当時の状況をきいてみると、生年月日は若く届け出たり、氏名は姓名判断でいいといわれた名前を届け出たり、事業主が適当に書いて出したりと色々なケースがあった。しかし、機械化される以前は、窓口での確認方法がなく届書を受理し年金手帳を作成交付するしかなかった。	年齢別・制度別等の勧奨が行われているが、完結時期が先にきまり、そこから逆算したスケジュールでの作業のため非常にタイトな作業となってる。確認対象者は別々であっても、確認作業は短期間に重複することが多く効率化するにも限界が生じたところもあると思う。確かに既裁定者や期間不足者は優先して正しい年金額を支払うよう、年金権を確保するよう作業すべきであると思う。次に年金受給模補者、年代別現存被保険者、最後に若年層の調査確認を実施するようなスケジュールと早くオレンジカードのような定期便の定着、年金教育による次世代被保険者の意識改革が必要と考える。	基礎年金番号が導入された平成9年1月以降、あまりに多くの被保険者が多数の年金手帳を持っていることに驚いた。	事務所年金給付課に在籍していたとき、毎月新規適用事業所に対して、社会保険制度の説明会があり、その場で年金給付の説明をするとともに、一人一番号を説明、過去に複数の手帳を持っている場合は早急に重複取り消しの届けをするよう説明していた。厚生年金の記録は年番把握だから番号が違えば、機械は別人扱いで将来受け取る年金額が少なくなる。手帳をなくすと記録がわからなくなることを伝えていた。 同様の内容を基礎説明会でもしていたが、事務所単位での広報でしかなく、全体への行き渡が足りなかったと思う。
1954	地方庁	その他（社会保険事務局）	特にありません	年金行政への信頼回復 記録が見当たらない場合でも事情を説明し、納得いただけるまでの信頼を得ることが大切だと思います。信頼回復なしにこの問題の解決は困難だと思います。	手番記録の存在は入庁当初（H10）から知っていましたが、統合作業は順次進められていると認識していました。手番記録以外にも、オンラインに収録されていないものや、多くの入力ミスがあったことには、正直驚かされました。 大きな社会問題としてクローズアップされ、現在の当事者として前向きにこの問題解決にむけて努力しようと思いました。	相談に来られた方の話を良く聞くことに心がけました（話の途中で割り込みしない）。そのうえで現状を良く説明し、しかるべき手続きをしていただくほかないと思って対応しました。 現時点では、起こるべくして起こった問題だと認識しています。先送りすることなくここで解決してしまわないと、同じ繰り返しとなっています。 いままで、先送りしてきたところに反省点であると考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1955	地方庁	その他(社会保険事務所)		被保険者の方々に定期的に記録を確認していただくこと。 事業主が被保険者の方々に対して通知義務をきっちり果たすこと。	職員の処理ミスの問題 事業主等の届出に対する意識の問題。(資格取得時に基礎年金番号を知らせない、取得・喪失・月額変更等の制度の無知等) いつ頃と断定はできませんが、経験を積む中で存在を知るようになりました。	お客様の来訪時に、まず基礎年金番号に登録されている記録・氏名検索等によりWM上の記録が浮いていないか確認を徹底する。 職員が適正な内容の届書を正確に処理すること。 届書1件1件逐次確認するすべがない、現実的に不可能なこと。 ここ最近であれば、届書提出時添付書類の省略化等が 適正な内容であることの確認等ができず、後に記録問題に発展しないかと 懸念されます。 記録の問題には、職員のコンプライアンス向上・制度の周知徹底・届書の正確性の追及が不可欠であると考えます。
1956	地方庁	社会保険事務所課長級以上		現在実施されている、特別便・定期便、旧台帳の確認等を確実に実行 することが重要と考える。しかしながら、住所等が判明しても全ての記録を 確認することは、現実的には不可能であり、ある程度の割りきりかたも必要と思われる。 いずれにしても、国民の協力なしにはできない作業であり、記録問題の解消 に向けて今できる方策を実行するのみである。	基礎年金番号で管理するようになった平成9年1月の時点で、記録問題 が生じるだろう事を認識していたが、コンピューターやマイクロで管理されていな い紙台帳等の存在までは知らなかった。 平成18年頃に知ったと思う。	窓口での親切な対応を心がけるとともに、問題点を確認した場合は、先送 りせずに速やかに対応する必要性を実感している。
1957	地方庁	その他(社会保険事務局)		時間は掛かるとしても確実に、一件、一件丁寧に対応していく方法しかないと考える。	記録漏れ等については一部の事象であり、年金記録として、これほど大きな問題に発展するとは考えなかった。しかし、実際には記録統合もれ等により、年金記録は存在するが浮いた年金といわれる記録があるのは事実である。やはり、制度として発展途中時期であり、また時代もあり、機械管理が出来なかったことも原因の一つであると考える。 この問題が存在することを知ったのは、記録問題として勃発した時に知った。	年金制度が複雑すぎてなかなか理解を得ることが難しいのは事実としてあると思う。まずは、年金制度を理解してもらう事が、記録問題にしても、また、これからの年金制度についても一番大切なことだと考える。 解かりやすく、丁寧に被保険者、受給者等に説明することが問題解決の一番の近道であると考える。
1958	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に思い浮かびません。	・第三者委員会の様な外部機関による審査、判定組織をもっと設立・充実させるべきではないでしょうか。私たちだけで全てを解決できる規模の問題では無い為、様々な力を外からお借りするべき、と考えています。	・年金記録問題を初めて知ったのは、現長妻厚生労働大臣が、「いわゆる消された年金、宙に浮いた年金」について、国会にて質問された時です。 自分は、WMにて検索できる記録が年金記録の全て、との認識でしたので、 そのような問題はごく僅かの記録についてだろう？というのが正直な認識でした。	・とにかく自分ができる業務をきちんとこなす事を第一に考えて、対応に努めました。年金給付等、未経験の業務に関連した問題が山積だったためです。 在籍期間が短いため、偉そうな事は言えませんが、やはりこのような状態になってしまったのは過去の組織、職員の年金記録管理に対する認識の甘さが最大の原因であり、反省点といえるのではないでしょうか。
1959	地方庁	その他(社会保険事務所)		本庁の再裁定受付簿が地方庁から閲覧できるようにする		
1960	地方庁	その他(社会保険事務所)	圧倒的に多くの方が、「年金記録漏れがあった場合は受給権者が損をしている」と思っていること。 年金給付の仕組みは本当に複雑です。旧法・新法・加給年金・特例・経過措置…。たくさんの細かな要素が複雑に組み合わさってひとり一人の年金が裁定されている、ということは世間に充分に伝わっていないと思います。 記録が判明し、増えると思ったら増えなかった。むしろ減額になったというケースはそう稀ではありません。全体の割合からすれば1%にも満たないのかもしれませんが、1億人の受給権者がいるとすれば1%は100万人。少なく見積もっても万単位の人数のお客様が年金記録が判明したことにより減額となることになります。年金が減額となるお客様に私がよく使う言葉があります。『年金記録漏れによって、社会保険庁が得をしているケースばかりではないんですよ。』 記録が判明したという事実に対してだけではなく、再裁定の過程でも減額案件は生じています。実は加給年金が過払いになっていた、実は新規裁定時から資格記録が誤っていた、記録が判明したことにより配偶者の加給年金が支給停止となってしまった…など、ケースを挙げればキリは無いと思います。 年金記録問題が「年金記録を事実に基づき本来あるべき姿に戻すこと」を目的とするならば、増額・減額如何を問わずすべて整理するべきだと思います。減額となるお客様にもご理解いただかなければなりません。 しかし、今の世間的風潮は、年金記録問題が「日本国民にとって不利益になっている(国が年金を払い渋って国・公務員が使い込んでいる)こと」を問題としているように思います。年金記録漏れの申し出をしている方にはとりあえず年金を振り込む、などという案もあるようですが…。 年金は社会保険庁の信頼回復のために受給権者に支払うためのものではありません。 世間一般に、年金記録漏れが引き起こすすべての影響・根本的な原因が示されていないことが問題だと思います。	お一人お一人、丁寧に調査しお答えをすることが最も大事だと考えます。 とりあえず判明した分から再裁定をするものですから、複数回再裁定をしている方の記録をお見受けします。年金証書も何度も届くでしょうし、支給額変更通知書・振込通知書・源泉徴収票も受給権者のお宅には何度も届きます。 ただでさえわかりにくい通知類。それが再裁定時ともなれば、過去すべての改定記録が記されますので、特に高齢者にとってわかりやすいものでは到底なく、再裁定を行うたびに届くわけですから受け取った方は大変だと思います。 対面し時間をかければ思い出せることが、多くの来訪者の方がいる中限られた人数で相談窓口をまわしていくとなると、お一人のお客様にかける時間は必然的に短くなってしまいます。同僚は誰が居たとか、会社の近くには何があったとか、働いていた頃子供が何歳だったとか、周辺事情から調査が楽になるケースはあると思います。 年金記録調査を行うにあたっては、被保険者台帳や払い出し簿、オンライン記録などを駆使して調査にあたります。制度に精通している必要もあります。(実際私は記録調査を通じて得た知識がたくさんありました。)年金を知らない素人の方を調査に当てるより、そうした方にお客様にじっくり話を聞き取っていただき、それを基に年金制度に精通している職員が調査にあたる方が効率的のように思います。	①年金制度改正の過程で生じたもの ②記録管理体制が甘すぎたこと ①は5,000万件のいわゆる宙に浮いた年金記録が存在したことの原因だと思っています。昭和61年4月になるまでずっと別々の制度として運営されてきた厚生年金と国民年金ですから、一人に複数の年金番号があったことは当たり前です。ましてやすでに亡くなられた方のことも含めれば、5,000万件が1件残らず解消されることはありません。年金制度は発足当時から現在の体制だったわけではありませんから、現在の規格に当てはめる段階で不具合が起きます。しかも基礎年金番号制度が導入されたのは長い年金制度の歴史の中でたった12年前(年金記録問題発足当時では10年前)ですから、5,000万件が解消されるべくもなかったと思います。 ②。世間一般の方よりもずっと、年金に従事している私の方が「社会保険庁はずさんだったな」と思っているのではないかと思います。職員ひとり一人の『記録を正しく管理しよう！』という心懸けがどれほどのものだったかはわかりませんが、管理仕切れなかった組織的な問題だと思います。その当時なんでもっと丁寧に処理しなかったのかな？と思うことはよくあります。被保険者台帳の記載然り。払い出し簿然り。マイクロフィルム然り(2枚重なったままで見えないとか、ページが飛んでるとか。)。中央でのオンライン記録収録も、ほとんどの記録は正しく登録されているのですけれども、本来は100%間違いなく収録しなければいけなかったはず。膨大な量だから…と、チェックを省いたりした部分があったのではないでしょうか？社会保険庁が組織として、どこまで職員の仕事を管理できていたのか疑問に思います。 《そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃か》 私は[redacted]船員保険記録の調査を担当していたので、一人の記録がひとつの記録に纏まっていないことは知っていました。[redacted]名前や生年月日収録の誤りがあることに気いたように思います。(当時は漢字の収録が違っただけで一大事だと思っていました。今となっては当たり前のように存在していますが…) ただ、件数として多くはなく、統合漏れだけでも年金記録問題勃発の平成19年6月以降は照会件数が飛躍的に増加しましたので、当時、今のような状況が起こりうることを想像するには足らず、	年金記録問題が発生してからすぐ、年金給付業務から年金記録業務に専属となったので、とにかく照会のあった内容について徹底的に調査することを心がけていました。もしかしたら会社名が違うかもしれないとか、適用事業所の所在地が違うかもしれないとか、生年月日が違うかもしれないとか…とにかく考えられることからしらみ潰しに探していました。それゆえに回答が遅くなり、お叱りを受けたことも多々ありますが…。 結果、調査が進まず、事務所として逐延的に回答が遅延している状況を作ってしまったのではないかと個人的に反省しています。 また、ねんきん特別便については完全に見切り発車だったと思います。 政治も行政も、もっと熟考し、準備体制を整えてからでも遅くは無かったのでは？それは結果論であり、当時、一刻も早く年金記録をすべての方にお知らせしなければという思いがあったためだと思いたいのですが。
1961	地方庁	その他(社会保険事務所)		何をもって解決とするのか。解決とは最後の一人まで記録を確認するということであれば無理であると考えます。	年金記録問題で国民の生活に直結する「年金」の信頼が失墜した。 2年前。	残業をし、休みをとらず、お客様にひたすらお詫びし、自分の仕事をきちんとやる。
1962	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にないと思います。	現在は、各職員が通常業務をしながら、ねんきん特別便・定期便の回答(記録追加後の年金見込額の試算を含む)や再裁定の事務処理(進達等)を行っている状況です。しかしながら、日中は電話や窓口の対応など通常業務に時間をとられ、記録問題への対応がなかなかできません。このため、ねんきん特別便等への回答が遅れたり、再裁定の進達が遅れたしています。 1月からの日本年金機構への移行後はさらなる定員減がある中ではますます記録問題への対応が十分できないと考えられます。 このような状況から、年金記録問題専門のチームを作り、年金記録問題だけに携わる職員がいないといつまでたっても問題は解決できないと思います。	基礎年金番号に統合されていない年金手帳番号が存在していること(いわゆる5000万件の宙に浮いた年金問題)。 問題が存在することを知ったのは、平成19年6月に国会やマスコミで取り上げはじめられてから。	1件でも多く、宙に浮いた年金手帳番号を基礎年金番号へ登録できるように、電話や来所されたお客様に抜けている記録がないか本人の記憶を呼びおこすようにいろいろな手段を考えた。 しかしながら、平成19年に記録問題が判明してからねんきん特別便の発送が始まった当初(平成20年3月頃)までは、本人へ漏れている記録の会社名等を伝えることができなかった。このため、本人が会社名等をどうしても思い出せずに、記録正常で回答されるケースも多かった。そのために、「記録正常」と回答されている方であっても、本来基礎年金番号へ登録すべき年金手帳番号が未だに統合できていないものがあると思われる。
1963	地方庁	社会保険事務所課長級以上		やはり、人員を確保して対応にあたるしかないと思います。 また、苦情の大半は手続き後に支払が遅いことに対してですので、地方に於いて再裁定の処理が可能になれば、かなりのスピードアップになると思われるのですが。	基礎年金番号の払出し時にかなりの未統合記録が存在するとの認識でした。 ただし、請求時において解決できるものと思っていました。 オンライン記録に載っていない記録があることは、マスコミ等で報道されるように なった時に知りました。	基礎年金番号通知発送時に相談を受けた際には、別の番号を持っている場合は必ず返送するよう対応していました。 その当時、(平成9年)にもっと広報をしていれば、現在ほど現場、お客様の混乱も無かったと思います。
1964	地方庁	その他(社会保険事務所)	・平成9年1月・基礎年金番号導入時、複数の手帳番号を所有していた者に対し、基番通知に同封した回答ハガキに手番を記入し、返送または社会保険事務所窓口に持参するよう求めていたものの、全ての者に周知徹底がされていなかった。 ・(各県により処理対応が異なるかもしれないが、)期間調査を行い、その時点で記録が判明したにも関わらず、判明した手帳番号を基礎年金番号へ統合していない。年金請求の時に統合すれば良いという考えが、年金記録問題の一因とも言える。 ・被保険者あるいは受給権者より、厚生年金記録の調査・確認を求められる時、よく、当時の居(住)所を告げた上で依頼をされるが、平成9年1月以前の厚生年金記録については、居(住)所の把握ができていないこと。 ・現在、厚生年金加入中もしくは国民年金第3号被保険者について、転居などで住所変更をした場合、市区町村役場より住所変更の届出がされると認識している者が見受けられる。 ・厚生年金脱退手当金について、マイクロフィルムに「脱」表示はされているものの、具体的な記載(受付年月日・支払年月日・支払金額など)がない。		・厚生年金期間調査を担当していた時(平成15年度時)、氏名未登録・生年月日誤り、事業所整理記号誤りが散見され、逐一、補正処理をした上で照会者宛回答をしていたが、「手書き台帳」から「コンピューター」に記録を移し替える時の作業の社撰さが伝えたような感じを受けた。移し替え当時、二重・三重のチェック機能がなかったのか。 ・厚生年金保険手帳番号・国民年金手帳番号を払い出す時、なぜ払出簿にフリガナの記載をしないのか。なぜ、手書き台帳にもフリガナの記載をしないのか。	・旧台帳の厚生年金記録について、なぜWM上、事業所整理記号・被保険者整理番号を000000-000000-000000のままにしておくのか。後に相談対応に当たった職員が相談に窮することが考えられる。(仮の整理記号を設定することができないのか。) ・旧台帳のカセットを閲示できる時間を短縮できないか。 ・旧台帳原符をパソコン管理できるようにしないのか。 ・国民年金のマイクロフィルムが全て揃っていないのはなぜか。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1965	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	なし	国民からの信頼回復に向け年金記録問題は、組織の総力をあげて取り組むべき最重点課題と考え次のような対応を図る必要があると考えます。 ①不要不急業務を先送りし、対応する人員の確保を図る。 ②大量の年金記録を迅速かつ正確に処理を行うため、年金制度に精通したOB職員を特定契約職員として採用し、年金記録問題対応で採用すると思われるアシスタント職員の指導等に活用する。	これまで、統合帳及びオンラインによる記録管理により、若干の漏れはあるが、ほぼ100%正確に記録管理が行われていると思っていたので、マスコミ報道により杜撰な管理の実態というものを知った。 宙に浮いた5千万件については、平成9年1月からの基礎年金番号制度導入に際し、2つ以上の年金番号を持っている方に対し回答を求めたが、回答が無い方々の記録が基礎年金番号に統合されていないだけで、マスコミで報道されているように、消えているわけではないという認識から大きな問題意識は持ち合わせてはいなかった。実際に窓口でお客様に説明をすると、回答していない自分にも問題はある等理解は得られて、平成9年の回答書の説明がわかりづらいという意見はあるものの、大きな苦情とはなっていなかった。	杜撰な記録管理等により、失った信頼、記録回復に向け、年金記録対応に積極的にかかわり、時間の可能な限り記録の発見に努力してきました。 1つの記録を見つけ出すためには、専門的な知識と多くの時間と忍耐力を必要とします。業務も通常通りこなし加えて年金記録問題への対応もでは、どっちつかずとなってしまいます。業務の優先順位をきちっとし、捨てる業務も必要と考えます。 年金記録を専門に行うプロジェクトチーム(専門的知識を有するOB等の活用)により中央若しくはブロック単位で設置し行うことにより、効率性が図られると考えます。
1966	本庁	その他(本庁)			平成9年に基礎年金番号が導入される以前は、それぞれの制度で年金番号を払い出していましたので、年金番号が複数存在することは、やむを得ない状況であると認識しておりました。 ただし、氏名の読み方の誤り等により、本人の年金番号を容易に探すことができない状況については、非常にまずいのではないかと感じておりました。 このような状況については、入庁して間もない時期(平成16年)に認識しておりました。 また、標準報酬の改ざんや国民年金の納付記録が消えている、という問題については、現在の年金記録問題が起こる以前は把握しておりませんでした。	私は、厚生年金及び国民年金の適用業務を窓口で行ってきましたが、お客様がご自分の年金記録に疑問を持たれた際には、過去の制度を説明し、記録を統合できるよう勤めて参りました。 ただし、以前はお客様が 「役所のする仕事は間違いない」というスタンスでしたので、なかなか上記のような事例も少なかったように思えます。 反省点としては、こういった問題に対して、解決方法等を提案しなかったことだと感じます。 例えば、記録問題について広報し、お客様の関心を惹きつけるなどが考えられると思います。 これを前々からやっていれば、急激に業務負担が増えることなく、バランスよく業務を行えたのではないかと感じます。
1967	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	人的なバックアップが必要だと考えます。 記録問題に関係のないクレームもみうけられるので、記録問題とそれ以外の 事象について分類した上で適切な対応が必要と考える。 人員に余裕のない事務所などでは単なるクレームと記録問題に関する相談 の分類ができていないため速やかな対応をとることができないケースがある。	平成18年ごろ認識しましたが、自分自身記録が統合できないはずはないと 自身を持っていたため危機感を感じた。また、少しでも早く記録の持ち主を 確認しなければならないと感じた。	可能な限り相談者の言葉を聞くように心がけた。また、記憶がよみがえりやすいように当時の世間話などをうっかがったりもした。 人的なバックアップのみではなくどうやって相談者の記憶を引き出すか？ということも含めて相談の受け方などの工夫も必要なのではないかと考える。
1968	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	第三者委員会で認められている国民年金の納付済期間でご夫婦のどちらか一方が短期間未納となっているケースでは、確かに納付していた場合もあるかと思いますが、その当時一次的に経済的に厳しい場合で、二人分の納付は厳しいのでご主人の納付だけでもという収め方をしていたかたが、いたように記憶しています。	第三者委員会の判定も全国一律な統一的なものさしで決定をしなければ、理解が得られないのではないか。 第三者の証言や残っている文書などが、無い場合でも認めるならば、すべて本人の申し立てを優先することになるので、公平的な扱いとは、言えないと思います。 昔、会社の募集要綱にあわせて、年齢や氏名を届けていた時代の記録をすべて本人のもとへ結びつけるのは、大変に困難であり長い時間がかかっても仕方ないことだと思いますが、残っている記録をデータベース化することにより照合や検索の時間を短縮できることは間違いないと思います。 本人の申し立てがあれば何度でも記録を探すことは、行わなければならないと思います。	マスコミの報道により多くのことを知りました。 年金の仕事をしていましたが、基礎年金番号導入時に返信により手帳番号統合できたものが1割であったなどの情報は知りませんでした。 消えた年金記録という報道がされていますが、統合されていないものをどのようなスケジュールで解消してゆくかの方針が間違っていたものと思います。 年金請求時にすべての職歴を本人が記憶しているとの前提なため 漏れても仕方ない方針であったと思います。 共済組合でも厚年基金でも、短い期間で異動された方の記録は本人のもとへ届かないものが多く存在すると思います。 すべて同様な問題が起こっているのではないでしょうか。	年金は、本人の請求に基づいて支給するとの方針から、年齢が来たらすべての人に手数をかけずに受給していただけるように制度のしくみを変えていく必要があると思います。 また、いつでもその時点での積立額を確認できるなどの仕組みを導入していく必要があると思います。 でなければ、国民年金の領収書等を40年間保管しなければ、年金が受けられないことになってしまいます。
1969	地方庁	社会保険事務所課長級以上	記録の照会により厚生年金期間が判明したが、脱退一時金の請求漏れが多くある。	記録回答時に、被保険者に対し脱退一時金の請求案内をすればよい。	今後大変な問題になると感じていた。それは、特別便を送付し始めた頃)からである。	出来るだけ本人と話、他の事業所にも勤務したことがないか、質問した。 窓口対応では、出来るだけお客様の話を聞き、丁寧に対応してきた。 反省とすれば、窓口対応時間が長くなると、書類だけを受取ったこともあり、出来るだけ来訪時にご回答をすれが良かったと感じている。
1970	地方庁	その他(社会保険事務局)		現在未統合の年金記録については、死亡者の記録も相当多数含まれると考えられます。 したがって今まで行ってきたねんきん特別便の調査を最後まで進め、かつ手番がぶら下がったものの確認を入念にした後は解決、との一定の線引きが必要かと思われます。	手番が基番に統合されていないケースが多々あるということは、実際に業務を行っているうえで認識しておりました。 ただお客様からの問い合わせが急増し、かつ「年金記録問題」として捉えたのは、各種報道に奥ったところが大きく思います。	まず年金相談にいらしたお客様については、しっかり窓口にて戦歴について確認し、氏名検索を入念に行い、未統合の記録がある場合は細かく聞き取りしました。 相当記録がさかのぼる場合はお客様の記憶があいまいなことも多々あるため、少しでも手がかりとなる情報を得られるよう努め、年金記録につながるようお調べしました。 以上のことを踏まえ、また実際に記録調査業務に携わったことから、今回の記録問題の根本的な原因としては、社保の台帳管理の甘さ、そして資格取得時の前手番所持未確認があげられる
1971	地方庁	社会保険事務所長	特になし	現時点では、計画的に特定の部署(事務所以外)で行うことがベストと考えます。その理由は、ねんきん特別便等大量に文書発送があると、来訪者が急増し、全所体制で職員を動員せざるを得ず、また、本来業務をこなしながらでは無理があります。また、謝金職員を大量に採用しても、定型的な検索しかできません。経験豊かな職員によるチーム編成をし、文書発送による来訪者の殺到を受けない環境で作業をする必要があると考えます。 また、追跡調査は職員が徹底して行うなどする体制が必要ではないかと考えます。現在、事務局や事務センターがある程度処理をしてから事務所に最終的な部分を廻していますが、一度手をかけた職員が最後まで行うようにしなければ効率的でないように考えます。 また、大臣命令などで結論を急がせることは、機械的な検索だけで「照会のあった期間は見つかりませんでした」という回答に繋がっているのではないでしょうか心配です。 謝金職員は増員となりましたが、謝金職員の意識と正規職員の意識では雲泥の差があることを認識すべきだと思います。中には謝金職員でも正規職員並みの仕事をするものが存在しますが、処遇は良くなりませんので、そのうち普通の謝金職員に戻るのではと考えます。優秀な謝金職員は今後、准職員や正規職員になることが出来るようなシステム改善があれば、精度の高い調査に繋がるのではないかと考えます。	昭和53年採用で庶務課でしたが、厚生年金担当の業務課では厚生年金保険の被保険者証を安易に新規交付していました。仕事が溜まるから早く片付けるためのようでした。後で統合する作業が発生するのではないかと注意しましたが、他課の仕事でもありそれ以上は追及しませんでした。当時、仕事量のわりに職員数は限られており、賃金職員も少なかったように思います。全所体制などという発想はなかった時代でもあります。 平成9年に各手番を基礎年金番号に統一する際、手番統合をかなり行う事となりましたが、その後の手番統合のための調査も少なくなったことからある程度の解決が図られたものと思っていました。 また、その当時、窓口担当をし、船員保険の被保険者の一部の記録がオンラインに収録されておらず、業務センターへ照会していましたが、このとき、収録されていない記録は業務センターで全て保管しているものと思っていました。	年金の裁定請求時には統合されるにしろ、窓口対応の際は、年金裁定時にすぐに手続きが出来るよう他に手番がないか確認し、あればその都度統合していました。 社会保険事務所全体を見れば、業務量に見合った人員配置が全くなされていなかったところに大きな原因があるとのではないかと考えます。適用事業所の増加による業務量や事務所分割により、業務量に対する職員数のバランスが悪かったように思えます。業務増に対して組合側要求は定員増でしたが、賃金職員をあてがえばよいとする安易な考えが管理職側にもあったのではないでしょうか。 反省点として、まず、業務に見合った職員配置が必要だったのではないかと思います。 また、事務所所長の頭の中は、健康保険・厚生年金保険の収納率の成績だけではなかったかと思います。月例会という職員向け所長会議の伝達では、所長が収納率のことばかり話していました。社会保険全体の仕事を考えるのではなく、成績のみ上げることを考えていたことが、年金記録問題の傷を大きくしたのではないかと思います。 現行の人事評価はある意味で必要な制度と考えますが、成績至上主義となる危険性があり十分な注意検討が必要ではないかと思います。
1972	地方庁	その他(社会保険事務所)	3号特例の特例が最近になってできたところですが、いまだに制度が不十分のような気がします。教済対象は受給権者であり、新規裁定者には対象になっていません。結局教済がないため受給権が遅れてしまうこともあり公平性の観点からすると疑問が多い制度がないかと思います。 また、任意加入中に厚生年金加入が判明すると厚生年金喪失後の国年保険料は遡付になってしまうようですが、明らかに受給金額が目減りすると思われ疑問が残ります。	国民年金に限らず、すべてにおいて対応が後手後手にまわっており、とく別便等を送付する前から発生する事案に関して、わかっているのになにもしない、世間が騒ぎ立ててから対応する、現場の実情を把握していない、しようとしない 体制がわれわれの組織が批判をあびる要因になっているのではないかとおもう。		
1973	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	やはり、多くの人員による1つ1つの記録の確認作業が地道ではあるが、確実な方法であると考えます。	以前私が年金相談をしていたときは、本人が申し出をしない記録は本人確認が取れないため、本人のものとはみなさないよう指導をされていたと思います。ですから、他に年金手帳記号番号を持っていたとしても番号の統合等はおこなってはいませんでした。年金記録問題としてとりざたせれた一昨年くらいからそれはおかしいとの認識をもちました。	お客様に対してのこちらからのアプローチ(ヒントを与える等)が必要と考えました。とにかく今はお客様の記録がある可能性があるのならば、全力で探し出す心がまえでいます。 この問題の反省点としては、コンピュータがない時代に統台帳での記録保管(漢字の氏名でふりがなない)で、記録の整理がされていなかったことが大きな原因ではなかったかと考えます。
1974	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	特になし	時間と労力をかける。長期にわたって発生したものは短時間ではなかなか解決できないと感じている。	就職半年経過(昭和55年)ごろ、複数番号制で統台帳では個人記録を統一しきれないのでは？また、年金手帳紛失時の確認はほんとに可能か？との疑問があった。	本人申出により確認することとなっているので、心配しなくてもよいとの先鑑の話であったと記憶している。また、一人ではどうしようもない問題との解釈で理解したと思う。社会保障番号のような常時使用するかもしれない保険を含めた1つの固定番号であればこの問題はかなり小さなもの(なかったかも)であったと思われる。
1975	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	特になし。	これまでも、様々な方策がとられ、少しずつではあるが、解決できた記録もあります。今後期待できる方策とすれば、統台帳とコンピュータ記録との突合、です。これにより、さらに問題解決は進むのではないかと思います。しかし、この問題のすべてを解決することは不可能であると思います。なぜなら、すでに亡くなられている方や統台帳が消失してしまっているなど、どうしても判明させる方法がないからです。 国民の皆様の納得を得るには、政治的決着をつけるしかないのではないかと思います。	平成9年1月に基礎年金番号ができ、被保険者の方々が統合できていない手番を統合することによって、かなりの年金記録が解決できるものであると思っていました。また、手番がなくても、ご本人の記憶により記録は見つかるものと思っていました。しかし、ここまでたくさんの判明できない記録があるとは思ってもいませんでした。 期間照会の調査で「該当ありません」と回答していたことは知っていましたが、大変な問題であると意識したのは、目的外閲覧等の問題が現れてきた頃だったと思います。	応援で訪れた事務所の年金相談において、相談に来られたお客さまに懇切丁寧に対応し、あらゆる方法で記録を見つけるお手伝いをしました。また、記録調査の応援では、様々な方法で調査を行いました。 この問題の反省点は、①資格取得時などに手帳等が添付されていなかった場合に、きちんと調査をしなかったこと。②年金相談に来られたお客様によく言われるように、年金を受給するために記録がどんなに大切かを知らしめる広報が不足していたこと。③この問題が発覚するまで国民の年金に対する意識の低さ。などがあると思います。
1976	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上		統台帳とオンライン記録との突合を着実に行い、記録を確実なものとすること。	基礎年金番号設定時の広報が不足していたことにより、番号の統合が迅速に進んでいないと思っていました。未統合記録の件数等についてはマスコミ報道により知りました。	記録照会や年金相談等では、出来る限り相談者の記録もれがないよう、対応してきました。年金制度については被用者年金は事業所で届出されるため、なかなか1人1人に理解されているとは言いがたく、また国民年金についても十分な理解を得ていないと思います。やはり学校教育できちんと取り上げられて来なかったことが大きな要因と思います。また庁としては、記録のオンライン化と確認を早期に実施すべきだったと思います。
1977	地方庁	その他(社会保険事務局)		職員一丸となって、真摯に迅速に処理していくしかない。		確かに自分自身も含め、年金記録に対する重要性の認識が少し低かったのかと反省する。機械管理上の記録が、かなりの割合で正しいとも思っていた。
1978	地方庁	社会保険事務所課長級以上	わかりません。	年金記録に関する調査等について処理のスピードを上げて取り組む体制を整備するとともに、社会保険庁ホームページ掲載や公表などの報道機関への発表だけでなく、年金記録問題の進捗状況や注意喚起等について広報、宣伝を行うことで国民の皆様への周知を広げていくことと考えます。	当初は基礎年金番号創設の際の、手帳番号の登録漏れが主な原因であると考えていましたが、その後に様々な問題があると徐々に認識しました。 問題の存在は国会での「消えた年金」で議論されていた頃だと思います。	まず、自身で考えたことは時間の許す限り相談窓口に出て、1件でも多くお客様と面談したいと考え、可能な限り面談の対応をしました。 自分自身が不勉強で問題意識が不足しているのかもしれませんが、お客様は「私の年金記録は間違っているものだ。」と思い込んで来訪されるケースが多く見受けられ、短期間に集中して社会保険事務所に来訪されていました。 初動期の年金記録問題の概要についての周知と、相談窓口体制の整備が不足していたと思い
1979	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	特にありません。		基礎年金番号導入前は、年金手機番号について事業所も被保険者も意識が低く、いくつも年金手帳をもっているケースが多数見られた。健康保険証が早く欲しいため十分確認せず届出を行っていたと考えられる。将来年金を請求するときに、その事業所に勤めたことを忘れてしまい、記録が抜けてしまうことが多数あると、採用された頃から思っていた。	窓口では、年齢的に再就職である可能性がある人については、事業所担当者に確認を行い。後日本人確認により年金手帳があることがわかれば、後でもいいから番号の重複取消をするようできる限り伝えてきた。 制度として厚生年金・船員保険・国民年金それぞれ別であったが、もっと早く基礎年金番号の導入をすべきであった。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1980	地方庁	その他(社会保険事務所)		ひとつひとつの事案に丁寧に対応をしていくほかないと思います。	年金記録の整理・管理が充分ではない状態が積み重なったと認識していました。 問題の認識は報道がさかんになったころです。	対応に際しての説明を充分にするように心がけました。 お客様の年金記録への意識が高まって、より知識を持っていただけたのは年金記録問題があったからだと思います。 一人一人が「年金を知る」ということが不足していたと考えています。
1981	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし		基礎年金番号導入時に、統合処理を行えなくても、年金請求時に記録の確認をするため、記録は適正になると認識していた。	年金制度が複雑で、わかりにくいために、理解を得られにくいことが問題点の一つであり、無用な不信感をまねいてしまったと思う。一度不信感を持たれると、解消するのに時間と労力がかかり、時間がかかることで更に不信感をあおぃってしまうという、負の連鎖に陥ってしまったと思います。 国民年金の保険料の納付については、過去の長期間に渡り、本人に対し納付の状況をお知らせしていなかったことが、問題であったと思う。
1982	地方庁	その他(社会保険事務所)	会社の代表者はたとえ実際の給料が低くても、高い給料で届出をすることができ、またその社会保険料を滞納していたとしても、代表者自身は高額な年金が受給できる。何回もできる。	人員増、システム改善(期間照会、今後の業務のチェック体制強化) 県外異動はやめる(期間照会は地元の職員でないわからないことは沢山ある、身近な人(職場内の職員同士、家族、親戚など)との会話などで知り得た企業の情報(歴史、思い出話)などがないと出来ない業務であることは間違いありません。)	もともと問題視はされていなかったものだと思います。 年金の受給は、「請求行為」として、長い間取り扱われていたことで、それを「問題」として挙げられたものだと感じました。 問題になる以前にも、被保険者の方から、「記録が抜けいる」などの指摘があった場合は、その都度、昔のマイクロの記録を確認して回答はしていましたし、説明した結果、本人の勘違いだった案件のほうが沢山あったからです。 経験はありませんが、どうしてもご本人さんが納得されない場合には、裁判等で訴えていただくしかないものだと思っていました。 しかし、WMへの記録の移行が誤っているものがこれほど多いとは思いませんでしたのでこの時点で「問題」として認識しました。 ただし「年金記録問題」といっても、何を持って「年金記録問題」なのか、定義があいまいになっていると思います。 職員、一人ひとりの「年金記録問題」が全員同じかどうかは、疑問です。 少なくとも極々一部の保険料の横領事件までも「年金記録問題」として取り上げて、報道されていたように思いますが、それに関しては別問題のように感じます。	「年金記録問題の解決」が、何のための、誰のための「年金記録問題の解決」なのかということを常に意識しなければいけないと思います。 お客様が不安、疑問を持っているようであれば、それぞれ調査し回答することしかできないと思っています。 過去のずさんな年金記録の管理については、現在のようにコンピューターが発達してなかった時代に、記録の管理はどこまで出来るものだったのかということや、どんな職員がやっていたのか、何人くらいでやっていたのかなどを、リアルタイムで見ているわけではないので、私が反省点として挙げることはできません。 しかし、「問題」が発生した際の対応について、だれが、どのように対処するという体制があったかどうかもわからないからですが、もしそれが無かったというのであれば、それは反省点になると思います。 あと、無理に期間を決めて取り組むことが、多くの混乱を引き起こしていることは問題であり、反省すべき点だと思います。 もっと冷静に対応させてくれればよかったのにと思いました。
1983	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録訂正を申し出いただくお客様に対応するための人工の確保しか方策はないと思います。被保険者記録の登録、補正、訂正後に対応する再裁定処理、また、それに付随する返納金処理が解決して、はじめて個々の年金記録問題の解決になると考えます。		
1984	地方庁	その他(社会保険事務所)			記録問題を意識したのは平成19年6月頃からである。当時テレビや新聞などで多数の報道があり、窓口の来訪者数の増加し、実際に相談すると本人の記憶と相違するケースが多々あった。それまでは単なる手番統合漏れや本人の記憶違いによるものだと軽視していた。しかし実際に相談し当時の領収書や給与明細を提示して頂くことにより社会保険庁側の記録管理に問題があった事が痛感させられた。	以前までは本人の氏名や会社名から索引して該当しなければ『該当記録はありませんでした』と回答していたケースがほとんどだった。しかしオンライン上の読み方の相違やマイクロとの相違がありえると認識してからはお客様の立場に立ってこと細かく調査するように気をつけている。当時の同僚の氏名や在籍中に誤った氏名や生年月日で呼ばれたことがないかなど、お客様の記憶が少しでも思い出すように対応に気をつけている。 今まではお客様の立場に立って親身に記録調査を行っていなかったのではないかと思う。年金請求までに記録が見つかれば良い、氏名索引をして記録が出てこなければ該当記録はないだろうといった今までの仕事への取り組み方が記録問題の大きな原因ではないかと思う。 すでに受給者と相談した場合に『当時は国の記録管理を信じていたといたので年金請求時に記録の相談はしなかった』というお客様もおり、氏名索引するとすぐに見つかったケースもあった。
1985	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道されている以外には知りません。	地道な突合作業。 被保険者への呼びかけ。 マスコミをいい意味で利用できればいいと思う。 ただ昔の厚生年金については氏名や生年月日がもともと正しく届出されていないものもあるので、そちらについては根本的に難しい問題である。何らかの方法が確立されないとその記録についてはいつまでたっても浮いたままになってしまう。	組織全体の問題。 基礎年金番号の制度が発足したときから、統合されていない番号について問題になるとは思っていた。	窓口でお客さんと応対するときに、そのつど統合していない番号があるか確認し、ご本人の記録であれば統合するようにしていた。 ウインドマシーンに表示されている氏名が台帳から正確に移行しているか確認を怠ってしまったのが今の状況があると思う。 制度自体の周知も足りなかったのではないか、年金の請求時での、窓口の対応等も不十分だったと思われる。 厚生年金の制度発足時に住所の管理をしなかったことも原因のひとつと思われる。
1986	地方庁	その他(社会保険事務所)		最優先ということであれば、ひたすら人海戦術しかないと思います。	基礎年金番号制度実施前の厚生年金付番時に前職歴を確認せず(できず)、また、国民年金は別制度になっていたため記録が別管理になっていたことが原因の問題だと認識しています。 採用時から基礎年金番号以外の番号があるのは知っていましたが、受給額に影響があると知ったのは年金給付課にいたときです。	年金問題の始まる前からですが、基礎年金番号以外の本人と思われる記録は本人に確認して記録を統合していました。また裁定請求時も本人申し出以外に、氏名検索で記録が見つかれば本人に外の職歴がないか確認していました。 制度が変わったりオンライン化されていない時期があったりで番号の把握が困難な時期があったとは思いますが、オンライン化された時や基礎年金番号導入時に記録の確認、統合が不十分であったと思います。また、年金問題が起きてから年金問題に係る照会業務、回答業務など業務量が激増したのに人員増がなく限られた期間で処理したことが現在の業務の滞留等を引き起こす結果になったと思います。
1987	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	お客様と接する機会ごとに手番の統合もれの解消に努め、現存する資料の中で、最大限記録の回復に向け、地道に対応していくことです。	紙台帳からオンライン化する際に、ごくごく少数の移行もれがあるという問題と認識していました。 そのような問題があることを知ったのは3、4年前くらいでしょうか。	お客様からの申し出があった際には、オンライン上の記録だけでなく、元となる紙台帳を必ず確認するようにしました。 オンライン化する際のチェックが不十分だったことが、一番の反省点かと思います。
1988	地方庁	その他(社会保険事務局)		人海戦術により、とにかく丁寧に記録調査を実施する。 また、今後このようなことのないよう、お客様にとって、よりわかりやすい年金制度を構築することが重要。	年金制度の根幹を揺るがす重大な問題と認識していた。 問題が存在することを知ったのは、おおよそ3年ほど前。	お客さまの大切な年金記録にかかわることなので、一人でも、一件でも多く記録を確認しようと努力した。 以前の記録管理は、「後で統合される」とすぐに新規番号を払い出すなど、雑な管理をしていたのが、反省点だと考えます。
1989	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	記録問題であれば、こつこつ解決するしかないと思います。	大きな問題だと思います。知ったのは今回の記録問題が出てからです。	こつこつ丁寧に対応しました。年金番号を制度で複数持たせたこと。氏名を正確に登録しなかったこと等、反省点があります
1990	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在行われている(計画されている)対策の確実な実施。	基礎年金番号に未登録である手帳番号を、お持ち方が多数存在する。 基礎年金番号導入されて数年後。	社会保険事務所の窓口にお客様がいらした際に、未統合の手帳番号がないか確認したり、届書に年金手帳の写しが添付されていたときに複数の手帳番号がある場合、未統合のものがないかできるだけ確認しました。 もっと、お客様に具体的な情報を提示することが早い時期からできればよかったと思います。
1991	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	年金記録問題が起きてしまい、国民の皆様にご迷惑・ご心配をおかけしたことは事実であるため、その点については、謝罪を行うしかないと思います。、 解決策としては、年金加入者、特に現役世代への定期便等による年金記録の確認、その際に年金制度自体の周知等、分かりやすく説明し、理解していただくいくことができればいいのではないかと考えます。	私の場合、採用後すぐに、記録問題が生じています。職場において、年金制度の信頼回復に向けて一番重要な業務のひとつであると認識しております。	未統合記録等の判明には、お客様の協力なしでは解決できない状況にあり、窓口・電話において1件1件地道に対応していくしかないと感じおりますので、これまでの経過、原因等を丁寧・詳細に説明するようにしてきました。 現時点では、このような問題が起きた事実・原因(全てが社会保険の問題では無いことも含め)を速やかに公表してこなかったこと、また、窓口対応の際などに未統合の記録が多数あるなど、誰もが疑問に思っていただろう問題を、組織として解決していくのを後送りにしてしまった点、などが問題点であったのではないかと思います。
1992	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	年金記録問題の解決にあたる専用の課で、記録問題に集中できる体制を整えることだと考えます。具体的には記録課に人員を充実させ、第三者委員会の問題も含めて、記録問題を全て記録課で対応できる体制づくりが非常に重要だと思います。	比較的短期間で解決できるものと認識していましたが、自分が現在の課に異動してきた平成20年7月から記録問題に自分が実際にあたるようになってからは、解決するためには非常に労力が必要なものであると認識するようになりました。	まず、期間照会のやりかたについて、定型的な方法を確立できるようにするために、流れを整理できるように努めました。反省点につきましては、年金受給者の記録統合について、その後の再裁定までの流れについて、手順について、もう少し年金給付課との連携を深めていければ、というように感じました。
1993	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	さらなる増員をして早急に対応していくべきである。	行政のサービス不足だと感じ、問題が表にでる前から知っていました。	時間はかかっても丁寧に調査し、誠意をもって対応しました。 時間をかけても期間調査はしっかりとやり、早い時点で機械化をすべきであったと思います。
1994	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じ上げません	派遣社員の交替が多いので、継続的に業務を行ってもらえる体制にしてほしい。	テレビや新聞で報道されるようになってから年金記録問題を知りました。	出来る限り適切・迅速に調査し、回答するように心がけています。 反省点は、 ・個人や企業に対して年金制度が周知徹底されていなかった。 ・記録台帳の記入が統一されていなかった。 ・書類の保管状況で、本人や、企業を特定する情報が不鮮明な状態である。
1995	地方庁	その他(社会保険事務局)	世間で知られていることしか知りません。	完全な解決は不可能だと思いますので地道に調査等を進めていくしかないと思います。	マスコミで騒がれはじめてから知りました。古くからある制度ですのでこのような問題が生じても仕方がないと思います。	

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1996	本庁	その他(本庁)	特に無し	ねんきん通帳ではなくねんきん定期便等により記録を国側から周知し続ける	社会保険事務所では未統合の記録があるのは当然で、裁定時に直せばいいと教わった。平成18年ごろ。	本人から指摘があったものについては当然統合したが、本人から指摘がなかったものの事務処理をしていて気づいたものはあった。 平成9年以降、未統合のものについては本人に連絡を取るなりして必ず統合するという強い意識があれば未統合のままにするということはなかったかもしれない。
1997	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません	現時点で進められている事業について、処理スピードを上げる方法を考え、少しでも早く解決に向けて取り組むこと。	被保険者であった期間が、個人の手帳記号番号に含まれていないこと。 存在を知ったのは、平成19年ごろ。	被保険者の方々が各地を転々として働いてこられた場合に、被保険者記録が管轄ごとに管理され、探すのに手間取るような体制に問題があったのではないかと考えます。
1998	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録が見つかったとしても年金が増えるとは限らない。	年金の統合の前に試算をする。	始めは、年金裁定時に記録を整えているし、その前でも期間調査で整備されているはずなので、こんなに件数があるとは信じられなかった。	年金特別便及び期間調査で1件1件整備していくしかないと思った。 WMのカセットが閉じているものについて、問題が起きる前にあけておくべきだったと思われます。
1999	地方庁	その他(社会保険事務所)	分かりません。	年金記録問題専属の課を設立し、年金記録問題に集中して取り組めるような体制作りが必要だと思います。 現在の体制ですと、日々の業務と平行して年金記録業務を進めている状況なので、記録確認業務にもっと当たれるような体制作りが必要だと思います。	これまで年金記録については、コンピュータの記録が正しいものと信じていましたが、2年前のいわゆる「5000万件の宙に浮いた記録」報道がされたときに知りました。	当初は、年金記録の手番の統合の作業を進めていくことが解決であるとの認識でしたので、お客様の宙に浮いている記録に対しての整備や対応にあたりました。しかし、それにしたがって、現在の記録であるコンピュータ上の年金記録自体に対する疑問や照会を多く受け、年金記録問題の根の深さを目の当たりにし、完全な解決までには非常に時間のかかる困難な問題であるとの認識を持ちました。 反省点としては、これまでの日々の業務においての年金業務を確実に遂行していくことが大事
2000	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	今までやってきたこと、今行っていることを引き続きやっていくしかないと思います。	複数の手帳番号を持っているひとが、多いなとは思っていましたが、5000万件あるとは年金記録問題が報道されるまで知りませんでした。	短期間であったり、加入意識等がなくて思い出していただけないケースがありましたので、思い出していただけるよう子供さんの年齢等におきかえたりして記憶を呼び起こせるように説明をしました。 被保険者に対しての年金制度についての周知等が薄かったことが反省されます。定期的に、被
2001	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	年金記録を訂正する課を作り集中的にやることがよいと思う。	社会保険事務所に入って、事務処理をしていくうえで手番が存在することを知ったが、年金記録問題が起こってから、このような大きな問題になることを知った。 年金記録が結びついていないということは、被保険者の方の生活を大きく変えてしまうとても大きな問題だと思っている。	年金記録がひとつでも多く結びつくように、来訪されたお客さまに親切・丁寧に説明するように心がけた。 年金記録問題が起きるまで、年金への関心の低さが手番統合に結びつかなかったと思う。また、統合機からオンラインに移行したときの年金記録の管理が不十分であったとも思う。
2002	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じません。	・名簿や台帳による手作業の管理から電算化した経緯は承知していますが、 切り替えの作業(データの遡及から電子情報化)に特別な近道がなかったように、地道に現在進めている照会、回答、調査、終結という手順を踏襲するより他は無いと思います。 ・ただし、現在の電算データ自体にも信頼が得られない状況、調査に時間をかけられない状況を踏まえれば、現在の方法が最善かと思います。 ・しかしながら、結局は社会保険事務所での最終確認が必要となる場合も多いことから、最初から社会保険事務所での対応体制を整備し、事業所等との連絡も取りやすい現場での体制をとったほうがよかったのではないかとも思います。 ・問題なのは、解決を急ぐあまり十分な事務手順や体制を検討構築する時間がない状況でシステム開発し、発送を最優先したことで、かえって業務の滞留が発生したことだと思います。	・年金記録を正しく管理すること及び年金の決定を正しく行うことは、社会保険組織の最大の使命であると認識しています。 ・不備な記録が多数存在することは、オンライン化の際に(昭和59年頃)バッチ処理での最終統合に向けて、限られた期間内で切り替え作業を行ったが 事故リストが大量に発生したことから認識しました。	・当時は、オンラインシステムに記録を渡した後は、不備記録は年金の裁定時に本人の職歴を確認し、もれがないことを確認して正しい記録に整備して裁定するしか対応できないというのが当時の状況であったと思っています。 ・本来ならば、その時点から予算要求を行って、時間と人手をかけて、現在と 同じようにご本人に確認を行う必要があるという考えもありました。また、生命保険会社と同様に、一年に1回「お支払いいただいた保険料額」をお知らせし、納付内容のチェックをかねて、「事実」をお伝えすべきではないかとの考えもありましたが、当時の状況とすれば、電算機の能力、予算の確保、人員の 確保(現在のように派遣形式の職員募集はなかった)等から、具体的な実行に移せなかったものです。(私自身は記録の切り替え完了時で他部署へ 異動したため、問題の所在は引き継いだ記憶があります) ・その後、平成9年に基礎年金番号を付番した際、確か平成11年頃から平成18年頃にかけて、本人にも整備の結果をお知らせする記録整備を行った と認識しており、この作業で過去の不備記録は相当整備がなされたと思っていました。 ・反省点としては多々ありますが、 ①短期間での人事異動により、プロ知識を有する職員が育ちにくかったこと。 ②現場の問題が、霞ヶ関のトップまで伝わりにくい組織であったこと。 ③財務省には複数時にわたって、様々な記録整備予算を要求したが、繰り返し発生する(今ほど電算化できない手作業がおおい背景もあり)事象に対し、予算措置の理解が得にくかったこと。 ④手作業の記録管理にはミスはつきものであるから、もっと簡便で、ミスの起こりにくい管理手法と電算化の手法を検討すべきであったこと。 ⑤制度改正が多いことに対応し、短期間でのシステム開発を求められ、数年に1回でいいからシステムのメンテナンス(機能の論理的な検証やハードウエアの妥当性の検証)をする期間を確保できなかったこと。 などなどがあると思っています。
2003	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	回答ができません。	記録漏れの対応についてはさまざまな要因があると思いますが、一番の問題は以前から続いてきた職員の体質にあると思っています。年金の記録の管理、紙台帳からの記録の移管等、年金の記録お重要さをもっと理解しておくべきだったと思います。入庁してからすぐに江角マキコの年金未納問題がありましたのでその頃から知っており、感じていました。	職金の意識については、自分自身も含め変わってきたように思います。しかし、以前は国民年金の免除等納付率を意識するあまり不適正な処理が行われたのも事実です。国民の目線に立って業務を行うことはもちろんですが、年金制度の根本を見直す時期にきているとは感じています。 反省の上で、職員一人一人が自身をもって仕事ができるよう制度の整備、見直しも希望します。
2004	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	記録確認にこられた一人ひとりの記録について、当時の状況を正確に聞き取り、確実に調査する以外に対応方法はないと思います。	年金受給の手続きをする際に、年金制度記号番号(厚生年金保険、国民年金)の手帳番号を複数持っている場合や、生年月日の相違等で記録が確認できない場合があり、当時の事業所名からの検索や市町村への確認等で正確な情報に統合整理してきていると認識しており、これだけ多くの受給者、被保険者への影響を及ぼすことまでは考えていなかった。	できる限りの申し出内容について、確認できる全ての方法を尽くすのみと考えている。 基礎年金番号統合時の平成9年1月の時点が最終的な確認時期であったと思っている。当時にもっと広報を積極的に行うことで、被保険者等への確認(保管記録等も存在していたのではないか)を協力いただき、これまでに発生した事象を早い段階で解決に結び付けられたのではないか
2005	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		平成19年4月に採用され、その数カ月後に新聞等で取り上げられ、そのような問題があることを初めて知った。 初めは、基礎年金番号への切替の際に漏れた記録が存在しているのかという程度の理解であったが、関わった人間の対応や記録管理体制に大きな問題があったことに驚き、そのことにより本来受給できるものを受給できない方が大勢おられることについて組織の一員として大きな責任を感じた。	言ってみれば、こちらに大部分の責任がある中で、お客様ご自身の記憶に大部分を頼らざるをえない状況であり、それを尋ねるのも非常に心苦しいと思った。しかし、一件ずつ目の前のことに対応していくことしか我々現場の職員にはできないので、怒られ、怒鳴られながらも忍耐強く対応しようとした。 そのような中で、記録を追加できることができ、お客様から感謝の言葉をいただけた時などは本当にうれしかった。 ただ、特別便対応等では初動が非常にまずく、統一したやり方がなされていなかったため、後々の処理にも響いたことが反省点であると思う。
2006	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	できるだけ多くの職員を投入していただく事。	基礎年金番号に統合されていない(収録されていない)記録が多数存在していた問題と認識していました。 問題を認識したのは平成13年に年金給付課に配属された時です。	年金関係の部署に配属された時以外も、お客様と年金の記録のお話になった際には、極力未統合の手番を確認し、統合するよう努めました。
2007	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に無し	わからない。受給権者の高齢化に伴い、確認作業は困難を極めていると思う。現在のオンライン記録と、厚生年金保険制度発足当時の紙媒体の記録を同じ視点で、記録問題とするのは異議ありと考える。	平成9年の基礎年金番号制度導入の際、基礎年金番号以外の番号(手帳番号)を統合する作業と考えていた。オンライン記録以外記録に対する認識はそれほど大きく考えていなかったと思う。	基礎年金番号への手帳番号の登録、いわゆる過去記録の問題として考えた。(オンライン記録のみの問題として考えていた。) もう30年早ければ結果は大きく違っていたのでは。
2008	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特に無し。	記録に不整合の疑いがある者に対しての徹底的なアプローチ。 記録回復作業の迅速化。	存在意義を問われる重大な問題。 平成19年頃。	記録問題作業での積極的な土日出勤。 紙台帳のずさん さ。(記入方法や保存方法) 基礎年金番号導入時における記録統合の不徹底。
2009	地方庁	社会保険事務所長	年金記録問題では無いと思うが、 大正15年4月1日以前生まれの者は、旧厚生年金・国民年金法の適用となる。旧法の通算老齢年金の受給資格を満たすと年金の請求をすることになるが、同じ者が老齢年金を満たした場合は再度、老齢年金の請求をすることになっている。したがって、通算老齢のまま受給している老齢満了者は全国的見れば存在すると思われる。	長い期間で、地道にコツコツと突合せ(国年特殊台帳フイルム、厚生年金台帳フイルム、市町村国民年金名簿フイルム)をする以外に方法は無い。 これには、一定以上の知識を有し、ある程度の年齢(今の時点で50歳以上)を迎えた社会保険庁職員に、集約場所(各県又はブロック単位)において、やっていただくしか思い当たらない。	30歳の頃、厚生年金の「氏名」があまりにも適当に登録されている点が判明し、うすうす適正な登録ができていないと感じていた。 しかし、本庁に問い合わせをすることをしなかったには、自分として情けないと今では思っている。 国民年金に関しては、さん孔タイプライターによって納付記録等を進達をしていたが、さん孔を誘める職員は数が少なかった。したがって、誤りを発見しにくい。26歳頃 市町村職員が集金した国民年金保険料を事務所が印紙で収納していたが、全体の収納額は誤りが無くとも、個々の被保険者の収納額まで適正かどうかは、何とも言えない。なお、過年度となった新年度の6月に事務所から納付書を未納者に送付していたので、誤りがあれば本人から言ってくると先輩には教えられていた。26歳頃 国民年金の収納は、婦人会、納税組合などの納付組織に集金を市町村が依頼していた。各組	国民年金の反省点は、市町村の収納を国に移した「国一元化」が最も悪い。私自身、国民年金特別会計で育った職員であるから、国一元化にする際に今後は収納率が悪化するだろうと予測していた。それを本庁に言わなかったことは、私自身の反省点であるが本庁では聞く耳を持たなかったであろう。 市町村保有の国民年金名簿も、これが無ければ「名簿なし」も存在しなかったであろう。 国民年金の特殊台帳をマイクロ保管した際に、通常のきれいな形のものはマイクロにしなかった。還付記録、附則4条納付、一部納付などしかマイクロにしなかったことは、悔やんでいる。ただし、これは本庁の通知によるものである。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2010	地方庁	その他(社会保険事務所)	紙でできた被保険者名簿(厚年・船保)に欠損があり、本当に消えた加入記録があること。	記録調査業務についてのノウハウを持った、担当者や経験者からの調査や本人確認の技術的なポイントなどに対する自由な意見を庁ランで募集し、整理した上でその内容を全職員等に公表及び、研修させる。逆に記録調査業務未経験者がその業務で、小さいことでも何でも疑問に思っていることも併せて庁ランで募集し、それに対する回答をできるようにする。要するに記録調査業務については、全員が得意であると思えるようにすることが進捗の糞・盆共に改善され、問題完結への一番の近道だと思います。前の(6)に対する方策は、それが、どれだけ欠損しているのかのおおよその見当をつけ、その公表及び、本人等関係者と思われる方からの、記録を復活できるような状況の申し立てをしていただいたり、証明書類をみせてもらえるようお願いする。	年金記録の管理やその業務の引継ぎが悪いことも含めた、その取り扱いが悪かったために関係者、なかんずく実際の年金加入記録で年金受給ができない方が不利益を蒙っている。取り扱いの悪さでいえば、年金裁定時の記録調査時の落ち度があると思われます。平成10年前後頃の裁定訂正の受付・進達業務を担当していたときに判りました。前の(6)に対しては、①厚生年金保険記録については、[redacted]担当部署である管理第三係にて年金記録照会申請書の業務支援で、調査のためその名簿をめくるなど行った時に判りました。時期はH19年前後頃です。②船員保険記録については、[redacted]その期間照会と地方第三者委員会への苦情申し立てを担当したときに、調査のためその名簿をめくるなど行った時や、地方第三者委員会から求められた資料をそろえるのに、社会保険業務センター記録二係に資料提供を依頼したなどを行った時に判りました。時期	今ほど社会保険業務に対する自信が無かったためなどから、上司に意見を伝えることも無く手をこまねいていて、結果的にお客様第一の意識が薄い形となっていたと思います。これからは、こういう機会を通じて何でも知っていることは出し惜しみすることなく、赤裸々にまた、相手が何を求めているのかを見極めながら意見を述べさせていただけるように努力いたします。自分の職責に応じては、上司からの指摘もあり、同じ過ちを起こさない様に年金記録照会の回答時には、調査漏れが無いかを慎重に確認するように改善していきました。業務の引継ぎにおいては、その引継ぎ内容にもれや間違いが無いように文書にして手渡し、ポイントを説明しながら、後任者ができるだけ速く自分と同じ業務の質・並で行えるように心に期していくように変えていきました。前の(6)については、このような機会には、赤裸々に申し出ようと思っていました。
2011	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	各事務所においても、記録補正、統合業務の業約化と人員増が必要だと考えるのはもちろんだが、事務センターではある程度の権限をもって各事務所に依頼せずとも処理できる範囲を増やすべきだと思う。	個人の年金に対する認識が薄く、届出もれがどのように影響するとかの考え自体がない人が多かった点と、国民年金と厚生年金、共済の管理体制が本来あいまいであったと思う。特に国民年金の経台帳は不明瞭な点があり、収納方法もあいまいだったと思います。有期職員で採用されたので、問題点の存在を痛感したのは、採用された昨年二月からで、私自身もそれまでは関心が薄かったと思います。皆がもっと関心や安心感を持てばもっとよい年金制度(税負担増があっ	年金受給者はやはり高齢で記憶があいまいなので、より多くの手がかりを求めて対応しました。あまりに問題点だけが先走りすぎて、納付がありえないような人の国民年金納付について、"絶対ありません"といえない点で、調査を煩わしくしたと思う。特別便で当初からありえない例をもっと国民に周知した上で、回答を求めるべきであったとおもう。年金制度や徴収についてもっと国民の理解できる内容の広報が必要だったと考えます。
2012	地方庁	その他(社会保険事務所)	オンライン記録上、未収録の記録が存在すること。 また、記録が存在しても、誤りが多いこと。	長期間に及ぶ記録を管理すべき行政が、これまでは、正確に記録管理をすることすらできずにいたことが原因であったことから、社会保険庁が解体するにまで至ったと思う。 原因の度合いが大きい分、解決するためにはそれなりの時間は当然必要とするので、無理な期限を設定して、それをあたかも可能であると一般に公表するのはやめてほしい。特別便、定期便と、課題をこれ以上増やすのではなく、ひとつずつ確実に問題を解決していくようにしたほうがいい。 マイクロで管理されている原票と、オンライン上まだ手帳番号で収録されている記録を突合し、あらかじめ記録の補正をしておく部署があれば、記録が判明したとき、すぐに統合できる。 現時点では他管轄の分も入力処理が可能となったことから、1件の記録補正にかかる業務量が多く、非常に手間がかかる。	オンライン記録上、未統合記録が数多く存在すること。また、その記録の内容は、正確であるとはいい難く、氏名・生年月日の基本的な情報の部分ですら曖昧な状態である。そのような状態で管理してきたこれまでの行政側の体制が間違っている。 年金記録問題が浮上して初めて知った。	お客様に対することも含め、丁寧に対応するしかない。 制度が複雑すぎるので、これ以上制度を改正しないでほしい。複雑になると、新たな問題も発生する。今がよくても、将来、問題が発生する可能性がある。正確さを崩さないためにも、また、国民が理解しやすいものであるためにも、制度改正は最小限にしてほしい。
2013	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくにありません。	時間と手間をかけて1つ1つ解決していくしかない。	WMに基本的にはすべて反映していると認識しておりエラーが出たものが出ていない程度と考えていました。 マスコミ報道によって	1つ1つ丁寧な対応を心がけていました。 永遠に終わる事がない事です。現在進行形で新しい記録問題が発生しているかもしれません。記録の管理と保管の方法を考えなければいけません。書類(記録)を廃棄した事によって確認できない場合も数多くあります。
2014	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	オンラインシステムで簡単に業務処理する方法や検索ができ、また対応が簡便にできるようになれば少しは良いのではないかと考えます。	ここまでになるとは認識していなかった。	以前にもまして適切に対応すようになった。 問題が起こる前に少しずつでも統台帳とオンライン記録等を突合していたらと思います。
2015	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員の数を増やし集中的に取り扱う部署を設ければ、よいのではと、思います。	具体的にいつ、というは、記憶にありませんが、とにかく今は全職員一丸となり、一日も早く解決できるよう努力しなければ、と思います。	所設他人事ではなく、お客様ひとりひとりの立場にたって、一日も早い解決にむけて取り組みたいと思います。
2016	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	未統合の記録については、徹底的に調査を実施し該当する方にお知らせをしていく。また、未統合記録のデータベース化により本人からの照会にすぐに回答できるようにする。また、年金制度について積極的に広報を行い理解を深める。	記録問題として意識したのは、平成19年頃だが、オンライン以前には、同じ方に対しいくつもの年金番号の払出を行っていたため、年金請求時にすべて統合できるのか疑問に思っていた。	当時はコンピューターもなく、事業所からの新規取得の申出により、新番を払出していたが、一人一人の職歴確認を丁寧にかつ正確に行っていれば、未統合手番は、減少していたと思う。
2017	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に思い浮かばない。	記録問題を対応する人員を増やし、過去の記録照会を処理し、今後は問題が起きないようにしていく。	過去記録は社保庁のコンピューターに登録されており、登録されていないものはマイクロ化されて保存されていると認識していた。このため、年金請求時までに記録の整備をすれば良いものと思っていた。 しかし、基礎年金番号が収入された際に、多数手番を持っている方が多いことがわかり、不安となった。社会保険庁では基礎年金番号に登録されていない番号をお持ちでないかとの通知を出していたが、PR不足であったと考える。 平成19年以降に、マイクロ化されていない記録まであるとわかり、年金記録問題は深刻だと考	個人的に何か対応をしたことはありません。個人的に対応できるレベルを超えている問題だと思います。資格取得届けを確認している際に、他手番が判明したら、お知らせする程度でした。 反省点といえば、基礎番収入の際に、もっと制度周知をすべきであったと考えます。基礎年金番号を収入した際に、複数の年金手帳を持っている方を減らす必要があったと思います。 年金の裁定請求した時点で、もっと調べる必要もあったのかもしれません。
2018	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	年金記録は複雑で、豊富な知識がないと判断が出来ない事例も多々あり、マニュアル等で一律に決めたことに沿って、誰もが容易に判断、解決できる問題ばかりではないと思います。 問題の早期解決は国民のみならず、私たち職員にとっても大いに切望しているところですが、ただ多額のお金をつぎ込み、人を大量に雇いこの問題に当たらせるという、ただそれだけで2年で解決できるような単純な問題ではないように思えてなりません。 判断できるまでの知識を得るだけでもしばらくの時間がかかるはずです。 当時の実情を知るOBの方々の協力や、これまで数年間社会保険職場で働いて来た職員で、この度日本年金機構へ採用とならなかった方々の知識も必要なのではないかと思います。	どこかだけに責任がある問題ではなく、社会保険庁の責任はもちろんですが、事情があって年齢を偽った被保険者もいたでしょうし、このような本人に要因のある記録にも何度も出会いました。 市町村による帳簿への記入誤り、記入もれ、進達もれ等もあります。このようにさまざまな要因が絡んだ複雑な問題であり、その分解決も一筋縄ではいかない大変な問題だと認識しています。 問題が存在することを知ったのは、国民年金課や年金給付課に配属され、WMで記録を見るようになった頃です。窓口に持参された年金手帳に記載された基礎年金番号で画面照会をしたら、いい加減な読み仮名のままの氏名の手番や、氏名の欄が空欄のままの手番がそのまま基礎年金番号に登録されているのを見たり、事業所番号が000000になっていて、事業所が確定できずに困ったりした経験は何度もありました。	当時はまだ入庁したてで、どうしてこのような記録になっていた被保険者がいらっしゃるのか理解ができず、調べる方法があるのかどうかすらわからず、こういうものなんだと無理やり納得していたように思います。 氏名がめちゃくちゃなままの手番でもすでに基礎年金番号に統合されていて、年金を受給されていらっしゃるかたの場合は、わざわざその統合されている手番の氏名を今になって正しく直すということと、業務で多忙な他の担当係に依頼するのも気が引けて、結局お願いできない現状もありました。 業務が多忙なうえ、人手も足りなくて、残業が恒久化している現場の現状にも問題があったのではないかと思います。 数十年も前からその時その時の担当者が責任感を持って、年金制度の重要性をしっかりと認識出来ていれば、あんないい加減な名前の読み仮名を入力したり、ずさんな事務処理をしていなかったのではないかと思います。 年金制度に係わる仕事はもちろんどのような仕事にしてもその重要性をしっかりと認識し責任感を持って、やいやではなく楽しいと思って積極的に仕事に取り組むことのできる職員に全員が
2019	地方庁	その他(社会保険事務所)		一言で言うなら、やはり金ですね。偉い人に一度窓口を見ていただきたいです。 そしてパフォーマンスではなく、実際に窓口相談業務をけいけんしていただきまして、現場に人が足りないということを認識していただきたいです。 あと今のシステムでは事跡が管理できません。お客様にもご指摘いただきますが、今のシステムでは、まず苦情ありき、なんですね。 以前より何度も申し上げていたことが、まったく改善されていないですね。 7年位前ですが、お客様より年金関係の通知の内容がわかりづらいため本庁に直接連絡してくれと依頼を受けましたので(部署は忘れましたが…)、担当者曰く、「それは愛知社会保険事務局としての意見ですか、そうでなければ事務局を通して依頼してください。」といわれたことを思い出しました。今思えば担当者が面度であったわけですよね。 現在も事務局でもこれは脈々と受け継がれていまして、こういった点を改善してほしいですね。	まさに寝耳に水でした。平成11年頃に、今で言う「調査課」に在籍しておりまして、930処理に疑問を持ち(当時はカセットを閉くのに2日ほど要しました)、1番ずつ順番に930を入力してみたら(不明の記録がなくなると思い)、業務センターの職員に「やめてください」と、たしなめられたのを思い出しました。 今考えれば、業務センター職員の忠告だと思いますが、平成19年にテレビ放送されるまで、まったく知らなかったです。 ということですので、この年金問題に対しては真っ先に業務センターに問題があると思いました。 また、現在でも問題が隠されているのではないか、と疑念を抱いてます。	一件でも多くの人の分や、少しでも早く解決し、正しい年金額をお支払いするために、問題発覚当時には休日にも出勤をし、遮んで取り組むことにしていた。 また、情報の共有化をはかるために、自分の知りうる知識・経験を上司・同僚と隔たりなく伝達できたと思います。 反省点としては、すでに退職している職員のレベルの低さではないでしょうか。 お客様から伝え聞くところによると、接遇やマナー等がすごく悪かったと知らされました。今は普通ですが、研修等により接遇・マナー等のスキルアップは、もとより、いろいろな面で知識・教養を増やし(聞き出しのテクニック等)、裁定時に職歴等のもれがなければ 発生しなかったのでは、と思います。
2020	地方庁	社会保険事務所課長級以上			老齢厚生年金の裁定請求の際に、職歴や国民年金の記録について十分に本人に確認していると考えていたので、きちんとやるべきことをやっていれば、特にこれまでと変わりはないものと思っていました。 名寄せ便に係る電話の取り組みで、国民年金制度に加入し、納付記録がそれなりにある方が、「国民年金なんてはっきり覚えていないので受けなくてもいい」と言われたのを聞いたときに、全	本人に自分の記録を思い出していただくために、統台帳の漢字氏名の確認を必ず行い、一度でわからなくても、何度でも連絡を取ることが大切と考えています。 昔は、現在のように、統台帳の記録の確認がコンピューターで簡単にできなかったことが残念です。本人を信じて、本人のものであると思われる記録の事業所名を伝えることがもっと早くできたらよかったと思います。
2021	地方庁	社会保険事務所課長級以上		社会保険事務所とは別の所で一括して、集中的に年金記録の調査をするべきです。	少ない職員で記録問題に対処するのには無理があります。採用された当初からそう思っています。	業務多忙で、なおかつ職員の人数も増えずに、この問題が解決するとは思えません。
2022	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。全て公になっていると思われます。	各年金制度間の加入記録の共有化(一本化されるまでのお話)。	入所当時は、年金請求時に請求者が自分自身の加入履歴を覚えているのは無理なんじゃないかと思ったこともあったが、年金給付課の職員の話では請求時に記録をまとめているとのことだったのでそれ以降は特に疑問にも思わなかった。 こんな問題になるとは思っていなく、このたびの事で知った次第です。	厚生年金の加入記録に住所記録が含まれていたらよかったのではないかと考える。
2023	地方庁	その他(社会保険事務所)	基礎年金番号に統合されていない年金記録が存在すること。いいかえれば、社会保険庁のミスのため、もらえるはずの年金額より低い金額の年金を受け取っている人たちが存在する可能性があるということ。	特別便や定期便の方向性は間違っていないと思うが、いきなり全員に送る必要はないはずだ。時間をかけて解決していけばよいと思う(今までのように何もしないということではない!)。年金は所得保障なのだから受給者や受給年齢に近い人から対応していくことが大切である。 具体論。媒体間にある情報の相違をなくしてほしい。名簿と画面と旧台と払出簿で情報が相違していることがある。本人の申し出と記録が違うなら理解できるが社会保険庁内部のデータ同士が食い違うのはおかしい。これらを整備してすぐに統合できる状態にすることが大事だと思う。	3年前に健保厚年の適用業務をやっていて、取得の処理時に基礎番を未記入で出してくる事業所があり、氏名索引して氏名、生年月日が一致してる手番がたくさん出てきた人がいた時に、違和感を感じた。しかし、上司に尋ねたら同姓同名の別人という可能性もあるから、本人が統合を申し出てくるまで、何もしないほうがよいと指示され、本人や事業所に聞いて全ての手番の統合を試みるということはしなかった。昔の職歴や住所でわかるものがあればそれをもとに基礎番つくりますみたいな感じで対応した。直感では積極的にヒントだしながら全部本人のものか確認すればいいじゃないかと思ったが、個単位で年金記録があるのだから同姓同名の別人という可能性も捨てきれない。だから上司の言ってることのほうが論理的には正しいんだろうなとも思った。保険者たる我々は気軽に統合を試みてはいけないのだなあとも思った。 今は厚年記録調査をやっているので社会保険庁の記録管理の仕事に問題がかなりあったと認識してる。	残業をたくさんして処理件数を増やす努力をする形で対応した。簡単に回答できるものばかりではないのでケースごとに応じた丁寧な対応をするとどうしても処理に時間がかかる。だから、処理にあたる時間を増やすと残業になる。 反省点。単なる未統合だけなら処理は早いが、旧台未オープン、記号の入っていない記録の確認、統台帳の劣化、文字が乱雑に書いてあり判読に困るものがたくさんある。せめて、未統合の記録が大量にあってもお客様から依頼があれば即応できるような管理状態を整備するべきだったと思う。どんなに優秀な組織にも処理能力に限界はある。プリウスの納車が半年待ちになるように、処理能力を超える業務があると処理は滞ることになる。全国民に加入記録を送付し、必ず返答を求めるというやり方は非効率な面があったことは認めざるを得ないだろう。制度開始以前や、脱手、70歳以降、共済組合の調査依頼がたくさんきた。本当に必要な補正、調査の障害になっている。 ミスはあってはならないが、全てにおいてノーミス、満点主義でいくと本当に優先してやらなくてはならない課題の優先順位がつけられなくなる。本来受け取れる金額より少ない年金額になっている受給者の救済がもっとも大事なことであると思う。全ての記録整備の作業完了には何年も時間をかけてもいいのである。最重要なのは受給者や間もなく受給年齢に達する人の記録整備だったはずではないか。社会保険庁の過剰な対応が国民を混乱させていることは否めない。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2024	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			平成14年度に社会保険事務所に出向となり年金給付課に配属され、裁定請求書の受付・審査・入力を担当していたが、その際に初めて、基礎年金番号に収録されていない「宙に浮いた記録」の存在を知った。 当時は、年金裁定時に記録をもらすことの無いよう、いかにして「宙に浮いた記録」を見つけるか、そしてそれをいかにしてお客様に自身の加入記録として思い出してもらうかについて、氏名検索のテクニックやお客様への照会方法を社会保険事務所の職員から教わって業務を遂行していたが、職員の氏名検索の「技量」やお客様の記憶力に依存することで、年金受給額に差が生じかねない状況について、不合理ではないかと思っていた。	自身は、教わった氏名検索のテクニックや、お客様に対しての年金記録の照会などを行い、年金を受給されるお客様の記録については「宙に浮いた記録」を放置しないよう一生懸命対応したと考えている。 社会保険庁としては、「宙に浮いた記録」を放置していた訳ではなく、平成9年の基礎年金番号制度の導入を機に、主に現存加入者に対する「宙に浮いた記録」(未統合記録)の照会を実施していたが、これを資格喪失者や受給者に対しても照会すべきであったこと、未統合記録だけではなく現在のねんきん定期便に相当する年金加入情報を積極的に提供し、未統合記録の解消を推進すべきであったと考えている。
2025	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般へどこまで周知されているのか分かりませんが、正しい年金記録にすることで年金額が減額になる方もいらっしゃいます。	浮いた記録のから戸籍などの個人情報を元に1つ1つ追いかけていくしかないと思います。	基礎年金番号導入時国年厚年2つの番号が収録もれとなる可能性は以前から懸念されていたと思います。 旧姓や読み仮名誤りで記録が収録されてないものがあることは知っていました。 しかし、オンライン上にも収録されていない記録があるのは知らなかったです。 それまでは採用されて年金問題が発覚するまで年金記録は正しいものと思っていました。	年金給付課へ在籍の際は極力本人ぽい記録を氏名などで索引し、裁定の前に遅くまで残り電話連絡して確認していたのを覚えています。 大学校での研修の際、他県との意見交換の場でその話をしたら、地方庁だからできるのだ、都市部では請求件数が多くそこまで対応できないとの声もありました。年金問題が発覚する前のことです。 年金制度自体転職で新番号を払い出せば職業ごとに1人の方が複数の番号を持つことが想定された制度であったため、その当時から1人1番号の周知徹底がされていればまた違った結果であったかもしれません。 今はそのような過去の制度体制を改め、1つ1つ記録を探しだす努力をするしか信頼回復はないと思います。
2026	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	年金記録問題の早期解決を最優先とし、人員を配置するべきであると考える。この問題が解決しない限り、国民の信頼を得ることはできない。また、国民に不信感があるうちは、徴収率の向上も望めない。 国民年金に関しては、過去に市町村が現年度収納を行っており、少なからず年金記録問題には関わっているが、社保の問題であるとの風潮がある。 少なくとも過去の現年度収納の記録漏れに関しては、市町村にも大きく関わっていただく必要がある。	手番のまま基礎年番に統合されていない記録があるのは好ましくないと認識していた。自分が気づいた未統合記録は統合処理を行うよう努めていた。 ただし、すべての未統合記録を早期に統合処理しなければならないという認識はなかった。最終的には裁定時に統合されるので問題はないと考えていた。 未統合記録が消えた年金として報道された頃に、早期統合の重要性を認識した。	正確な年金記録の管理を最重要課題とし、そのうえで適用・徴収等の業務を行っていく様心がけている。正確な記録管理を行うことは当然のことであり、これができちんと実施できて初めて国民の信頼を得ることができる。 反省点は、正確な年金記録を管理することに対する意識が低かったことが挙げられる。
2027	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	全職員が一丸となって、問題に取り組む(支援等含む)。とくに、年金記録の照会業務などを経験したことのある職員を担当課に従事させるなど。	年金給付課(平成13年頃)にて窓口で相談を受けた際、基礎年金番号に収録されていない厚生年金手番の氏名や生年月日が、本人の記録や記憶と相違しているときに「収録誤りがあるのかもしれない」と思いました。	年金手帳や厚生年金保険証等をお持ちのかたについては、氏名や生年月日を補正し、正しく収録するようにしました。記憶にあるけれど、WMに表示されない記録については、機械化の際、収録がもれたのではないかと思い、記録照会を受付るようにしていました。反省点としては、1件でもそのような事例があった際、上司に問題提起するべきであったということです。
2028	地方庁	社会保険事務所課長級以上	新聞報道で報道されている以上のことは承知しておりません。	現在の職員だけでは限界があります。社会保険事務所勤務経験者(OB)を投入する方法とあわせて、期間調査や再裁定処理ができるよう人材を育て、人材を増やしていくしかないと思います。本来であれば、年金記録問題発生時に人材を育てる対策を立てておくべきだったと思います。あまりにも見通しが甘かったといわざるを得ません。	疑重複の処理で未統合の記録の存在は認識していたものの、5000万件もあるということについては、報道されるまで全く判りませんでした。	報道があってからは、とにかく目の前の問題を1つ1つ処理するしかない、との気持ちで対処させていただきました。 反省点としては、本庁と地方での情報や現状認識の共有がされていなかったことと、本庁での現場感覚の欠如もあったと思います。また総務省が監査で40～50年前から未統合記録があることが判っていながらなんら対策を打っていなかったことも明らかとなっていることから、歴代の社会保険庁長官、総務省や政府側にも責任はあったと思います。問題があればすぐ対処していく(人材と予算を投入)ことだと思います。
2029	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません	時間はかかると思いますが、一件一件整理していくしかないのかなと思います。	年金業務を直接担当したことがなかったため、問題大きくなり公表された時点だったと思います。 過去の経過から結果として残されている事実であり、時間はかかっても ひとつひとう解決していくしかないと思いました。	年金業務については、知識がないため自分自身勉強しながら、同じ職場の職員の協力を得て、問題解決に望みました。 年金制度は長い年月の管理であること、その時代時代の状況に対応していかなければならないため、画一的な処理が困難であるため、これを制度的にどのように判りやすくしていくのかという点が問題であると思いました。
2030	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	直近の1年半については事務局に配属となり直接年金記録問題に携わる所属でないため、現時点のシステムの改善状況が把握できていませんが、事務所において窓口相談を対応していた時期にWMでは確認できない記録をマイクロフィルムの確認の仕方によっては記録が判明する事例があった。文字の不明瞭が原因であった。	マイクロフィルムや紙台帳の完全データ化により、検索システムの改善がされることにより記録判明の確立が高くなると思われる。	年金記録の管理について問題視される前段で、国民年金保険料の戸別徴収の際(平成16、17年頃)に被保険者との加入記録の確認の際に、あまりにも虫食い期間が多いことが問われる機会が少なくなかった。期間照会申出により本人記録が判明すること多かった。その時点では年金請求時には最終的な整理が可能であると安易に考えてしまっていた。	
2031	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にございません。	都道府県や各市町村に対して、年金記録の照会にあたり、協力要請を依頼するとともに、いずれは政治解決も必要になるのでないかと思う。	まさに組織の根本にかかわる問題であり、実際この問題を知ったのは、いろいろとマスコミ等で公表されるようになった時期と同時期。	あたりまえの事だが、1件1件丁寧に調査していかなければならない。 また、どうしてもっと早く、問題が起きそうだと推測された時点で、この問題を解決するように対策を講じなかったのか、また「申請主義」にこだわりすぎていたのではないかと思う。
2032	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。		大変なことと思った。 特に東京で倉庫に眠っていたデータがあると知ったときは改変慌いた。 知ったタイミングはマスコミの発表。	国全体の問題として、対応の方向決定がされて以降、窓口対応・電話対応・記録照会等々社会保険職員として、精一杯取り組んできた。今後もそのように取り組んでいく。 先日もお客様から、年金制度のわかり難さ、年金額の低さ、生活基盤として成り立つ年金額へ、と訴えられた。年金制度への無関心さを払拭するための法整備が必要と思う。 複雑になる一方の法律でなく、公平・公正・安心を誰もが感じられる法整備の確立が必要と考え
2033	地方庁	その他(社会保険事務所)		国民年金の台帳については県毎(中には事務所毎)に納付記録表示が異なる場合があるため、当時のことをよく知っている職員(特にOBの方(とは言いましても知っている方がバタバタと退職されてしまっているので人材確保自体困難))がなにより必要なことだと思います。	当初は、平成9年に基礎年金番号が付番され、その際に統合モレとなっていた手番で年金請求時には戦歴確認をし、本人確認をしたうえ統合→裁定となると思っていましたが、オンライン化される際に名前なし(厚年記録)で登録されていたため氏名索引では当然ひっかからず、事業所名からマイクロで探したら出てくる等、今までどんな管理をされてきたのか驚き、同様な記録がどれだけあるのか不安になったことを覚えています。 (年金記録確認地方第三者委員会が発足する前のまだ本庁年金保険課にて受付していた時期なので平成19年4月前後だと思います)	事業所台帳、被保険者台帳から突合しながら一件一件登録していくしかないことですが、当時(正直なところ現在も)は地域ごと業務量は全く加味されず、適用、徴収にかかる行動計画もにートアップし記録問題が最優先とされながらも現場では辞めていく者、休職となる者等が増え、本庁では本当に全体を見渡し把握されているのか疑問に思います。指揮・命令までばできても実行する側の人間が、人材がいなければ解決までには相当の時間を要してしまうと思います。 正直申し上げてこの問題の原因・反省点は一つしかないと思いますが…当時の台帳管理、記録管理を怠ったまま時間の経過を許してしまったこと、そして、そのことをどれだけの職員が知らずに日常の業務にあたっていたなか、突然のごとく知ることに、知らされることになったのか…あまりにも考えられないことだと思います。どんなに経費(当然ながら効果的かつ効率的にが基本です。)がかかってもなによりも、それこそ最優先で管理すべきことだったと思います。
2034	本庁	その他(本庁)	特になし	現在の仕事をきちんとする。その上で行う必要がある。現在のしごとでぎりぎりやっている。	過去の記録が重なっていったもので一朝一夕にできるものではないと。入庁時から仕事をしていて	やれるだけがんばって仕事をしたのみ。 法律を改正を重ねたため、現場の仕事をしらないでつっくた制度の親がある。 今もそうだが、作業を行う人員と予算なしで現場にまかせてそのつけを現場がおっている。皆、一生懸命仕事をしているが、病休や欠下りの人が仕事をしないからよくない。
2035	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金記録を簡単に確認できるようにすること。	基礎年金番号制度の発足以前の体制について、制度のあり方に疑問は抱いていた。しかし、記録問題が大きく取り上げられるまでの風潮として、年金手帳を管理していなかった個人側のも問題があること、また裁定請求時に本人から勤務履歴を確認し、期間照会等を行うことで大丈夫だと言われていたため、そこまで大きな問題とは認識していなかった。	窓口得別便対応においては可能な限りの確認をするようにした。基礎年金番号制度発足以前については、制度体制にも問題があったと思われるが、行政側についても、ずさんな部分が数多くあったと思われる。年金請求時のみでしか加入履歴の確認を行わなかったことや年金番号の発番時に十分な調査を行わなかったことが大きな原因と思われる。
2036	地方庁	社会保険事務所課長級以上	まだまだ、カセットになったままの記録がたくさんあります。	人手を増やす。	お客様本人が思い出せないものまで統合する必要がないと思っていました。 しかし、まだ、カセットのままになっている記録がこのようにたくさんあることまでは認識していませんでした。 このような問題があるのを知ったのは、平成18年ぐらいだと思います。	早く、本来のお客様の記録に統合するため率先して処理に努めました。 現時点での反省点は、一時期に全員の記録を照会した事だと思います。お客様にも、待ち時間等ご迷惑をおかけしたと思います。 また、いったん、お客様に照会するのを中断し、記録を全部コンピューターに乗せてから照会しないとお客様に二度手間、三度手間になるとともに、経費もかかると思います。 または、人手を増やし早く記録をコンピュータに乗せるべきです。 もっと考えて、照会を出さないといけないのではないでしょうか。
2037	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。		国民年金業務課の在籍が長いので、年金記録問題といっても恥ずかしながら、ピンとこない感じです。厚生年金の標準報酬の改ざん等と思われますが、問題が存在することを知ったのは、育児休業中でした。 毎日テレビで問題が放送されているのをみて、大変な問題だと思いました。	職員一人一人が、先を見据えて責任をもって業務を行ってなかったことが反省点と思われます。
2038	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	電話照会、窓口相談にこられたお客様一人一人に職歴の再度確認を行い、一件でも本人確認されていない記録をなくすことだと考えます。また、年金の業務に詳しい職員を年金相談窓口に配置し、きちんと相談体制を整えることも重要だと考えます。	私は、平成13年4月に社会保険事務所に採用され、国民年金に配属されました。その際に、基礎年金番号が平成9年にできたことを教わりました。業務を行っていく中で平成9年当時に他の年金番号があるかどうか調査をおこなったとのことですが、平成13年当時も相談にこられるお客様の基礎年金番号に他の年金番号が登録されていないことがたくさんありました。一人一人の記録が正確に把握されていない場合があるので問題があると認識しておりました。採用当時より問題	こられたお客様、電話照会の際には、必ず職歴確認を行ってもれや間違いがないかどうか確認をしていました。年金記録問題は年金制度ができたときからの年金記録のきちんとしたデータ保管の方法と、平成9年当時基礎年金番号制度を作ったときに、事前に職歴確認をし、管理しているデータをきちんと本人の記録として、一人ひとつの番号と登録してお知らせされていなかった点が反省点として挙げられると考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2039	地方庁	社会保険事務所長		年金相談における相談担当者の相談テクニックの向上 例えば、旧姓という表現は微妙で、何度も結婚暦がある場合、全ての苗字を教えてくれないケースが多々あります。上手に来訪者の情報を引き出し、年金記録の判明につながるようにする話術が必要だと思います。 また、市区町村との連携、生活保護担当者の方々との連携が無年金者対策に有効だと思います。	初めて年金給付事務を行ったとき、引継ぎ時に前任者から「区役所から進達された裁定請求書にケチをつけられないから、氏名検索する必要はない」と言われました。しかし、請求者の利益になることを優先し、氏名検索をおこない、年金加入履歴の確認をできる限り行いました。 国民年金事務を市区町村で行い、社会保険事務所との微妙な関係も、宙に浮いた年金の問題のひとつの原因かもしれません。 以前は、年金の裁定請求には戸籍を添付していたため、氏名の変更履歴が多少はわかり、検索も可能でしたが、現在、住民票コードのみの請求であると、本人から聞き取りしない限り判明しません。添付書類の省略も、見逃す一因かもしれません。 様々な金融機関の方が、顧客確保のため、年金受給のお手伝いをしています。年金の知識が少ない金融機関の担当者が、平気で委任状を持ち、裁定請求する姿が少なくありません。年金に対する意識を低下させ、また、記録漏れを招いている要因のひとつだと思います。	区役所の担当者と連絡を密にし、請求者の戦歴確認を丁寧にしていただくようにお願いいたしました。 裁定請求時の氏名変更履歴の確認方法を考えるべきです。結婚ばかりでなく、通称名、偽名、占いでの運気のいい名前にしたとか、いろんなケースがあります。いかにして引き出せるか、考えるべきです。また、裁定請求の添付書類は、氏名変更履歴がある場合は、戸籍抄本を付けるべきだと思います。
2040	地方庁	その他(社会保険事務局)	平成9年以前に裁定した旧法の老齢・通算老齢年金について、厚年・国年期間が重複しているケースがあり、死亡後に判明し遺族に返納を求めるケースが少なからず存在する。 道族にしてみれば、なぜ国年の老齢・通算老齢を裁定する際に、重複期間の有無を確認しなかったのか疑問に思っても不思議はないと思う。 宙に浮いた記録ではないが、過去の裁定事務処理の際、加入記録の確認が不十分だった(確認できる事務所処理体制が整っていなかった)ことも原因のひとつであるため、何らかの対応策が必要と考える。	記録問題の終着点は、受給者の方に適正な年金額を受け取っていただくことにある以上、年金給付業務に精通した職員が一人でも多く必要であるが、現状で給付業務の経験者が偏っており、ヒトを集中しても効果が上がっていないのではないかと考える。 年金給付業務未経験者がなるべく少なくなるような異動を考慮していただき、オールラウンダーを一人でも多く育てることが、解決への早道であると思うし、民営化後定員削減してもサービスを低下させない唯一の解決策だと思う。	平成9年の基礎年金番号付番時の指針として、回答ハガキで統合できない記録については、資格取得時など異動のタイミングで極力補足するよう指示があったと記憶している。 つまり、この時点で回答ハガキで統合できない記録が多数存在することを前提に事務処理方法を決定していたことになり、問題の存在を認識していた時期についてはこの頃といえると思う。 また、平成19年前後は事務所の年金給付課に在籍していたが、問題が表面化する前は、裁定請求時いかに統合漏れをなくすかに腐心していて根本的な解決に至る方法までは模索していなかった。 当時は一生懸命業務を行ってたつもりでいたが、「安易な裁定時確認主義」と報道された批判は	問題が表面化してからは、休日を含めた窓口対応等を率先して行い、別の部署に異動してからも年金給付業務の経験を生かし、出張相談・名寄し記録の台帳確認(出張)・業務センターでの再裁定支援などを通常業務の他に行ってきたところである。 また、問題の根本は報道されているような「安易な裁定時確認主義」に集約されていると思う。 さらに、未統合記録の解消・制度間の通算記録の適正な管理が基礎年金番号導入の最大の目的であったことを考えれば、平成9年の時点で国家を挙げた体制の確保・国民への呼びかけを行うべきだったと思う。
2041	地方庁	その他(社会保険事務局)				
2042	地方庁	社会保険事務所長	特になし	現場の社会保険事務所の職員だけの対応だけでは、もう限界でしょう、病気になる人間が増え続けています、1月から受給者の定期便を送付する予定となっていますが、来所する人の99%は、何も誤りがない人です、マスコミも政府も内容を本当に理解して話をしているとは思えません、国民をあおり、ほとんどの人がもれているかのような風潮を作り出したことに対して、燐ら努力し頑張っても、もう無理だと思います、間違いなく機構は崩壊するでしょう、そんな現場のことを理解されている上部組織とは、思えないですし。 被保険者の定期便も、申し出の95%以上は空間があれば"納めたはず"だ、と、制度の無理解、システム上のタイムラグです、後は旧姓の記録や基礎年金番号前の別制度番号です。これは、経費の無駄です。 期間紹介や納付記録照会も業務センターが実施している、業者に投げっぱなしの調査回答の方法(WMの画面のみの確認、旧姓の検索もされていない、080は確認されていないで回答)では、簡単でしょうがこれでは、第二の年金問題が生まれると思います。 まず、旧台帳やカセットの全ての記録を画面に載せること、その上で、現在生存している、60歳以上の人未確認記録が在ると思われる、年金受給者を市町村に情報提供し個別訪問まで含めてた、対応をしてもらうことです、情報や機動力は地方自治体の方がはるかに豊富だと思います。 死亡者の記録の確認はフォローアップ等を処理した経験から言うと無理だと思います。それ以上の記録無年金の記録等は、統合する必要の無い記録です意味がありません。	画面に載っていない記録(カセット記録・旧台帳記録・切り替え後未整備の記録)があることは、年金の請求や年金相談を経験した職員であればわかっていることだと思います。 現場は、庁はなぜ、いちいち要求しなければ全部画面に載ら無いのかが、不満に思っていたと思います。年金の請求主義がこの事態を招いたのでしょうか。 燐ら氏名検索をしても、載っていない者は、期間紹介を取ってやっていたと思いますが、限界はあるし、検索して出てきた記録の本人確認も、その時代によって、たとえば、個人情報がうるさくなる前、覗き見の処分前と後、今、では、確認の方法も違うと思います。	全ての旧台帳記録や、カセット記録、統台帳で庁進達されている記録に不備があれば、もっと早い段階で整備されて当たり前であったと思います。 もうひとつは年金の抑制のため基礎年金という制度を導入し、一方の一つ番号を基礎年金番号として付番した、設計に問題があったのと、厚生年金の届けを事業所の責任で届出させたことによる、事業所の保険料逃れ(使用期間、喪終日の擬失)や、個人の健康保険優先主義によるいい加減な届出(生年月日のごまかしや、就職のため転職をごまかし、いくつもの新番発行)、等、今でも、この問題は、あると思います、厚生年金も住民票や戸籍の確認を義務付けるか国民総背番号制の導入によりその番号で全て全管理することしか方法は無いと思います。
2043	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	これまで、直接年金記録を扱う業務に携わった期間も短かったため、特にありません。	月並みですが、過去のオンラインにも登録されていない記録については、ねんきん定期便を契機に、ご本人お一人おひとりに確認していただき、申し出ていただくという地道な作業しかないように思われます。また、年に1度の定期便を待つことなく、インターネットで加入記録や納付記録、標準報酬月額まで確認できるということを広く周知し、活用していただくことで、記録に関するお問い合わせは減らすことも可能と考えます。	私が記録問題を認識したのは、この問題が国会で取り上げられ、大きく報道されてからですが、過去の積もり積もった負の遺産ともいうべき問題で、このことが、いみじくも社会保険庁改革の終盤において発覚したのは、考えさせられます。ある意味、この時期に発覚したことは、今後、2度とこのような問題を起こさないための制度面の整備や運用面での業務プロセスを検討し、機構において実践していくという大きなチャンスを与えられた、とも考えられます。	反省点のみで恐縮です。当然のことながら、このような問題は、組織内部からの通報や問題提起よりも、お客様からの声を積極的に汲み上げることによって、早期の発見ができた問題であると考えます。「自分の記録がない」という声がお客様から寄せられた際に、その声を単純に見当違いや苦情と片付けずに、非実に拾って組織内で展開していけば、類似のお問い合わせが多いということに気づかされ、単なる苦情ではなく、業務上の「リスク」として認識し、対応策を講じる機会もあったはずです。そのようなリスク管理の意識がない状況では、事務所の窓口段階では、オンラインにない記録については、ご本人の見当違いや事業所の届出漏れという認識にならざるを
2044	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		未統合の手番の存在等については現場の事務処理をするうえで、当然知っているものであるが、「未統合手番の存在=ずさんな記録管理」と世間的に「問題」とされた。 「問題」とされる以前から、統合により発生する不具合(特に3号未納はできるだけ早く判明したほうがいい)や、厚生年金と国民年金の期間重複による国民年金保険料の還付金に利息が付かないことから、早期の未統合手番の解消の必要性は認識していたが、地方庁で行なえるのは個別に相談等があった場合だけしか対応はできないことも事実。 最終的には年金の裁定請求時に記録整備や記録照会が行われるため、統合処理を事前に行なうか、裁定請求時に行なうかの違いであり(早く手番を統合しないと記録が失われるということは無い)全ての未統合手番を一刻も早く無くすようにしなければ大問題であるとの認識は無かった(あくまで、個別案件との認識)。 しかし、この認識は組織全体の認識となっており、お客様本位のものではないし、基礎年金番号制度を導入した以上、未統合手番の早期解消は重要な責務であると考えた。	未統合手番の未解消は社会保険庁の責任問題であるが、「記録が失われている」との誤った認識を報道を通して世間的に認知されてしまっていた。 このことから、まずはその誤った認識を解消し、不安を取り除くよう説明してから、個別対応していくことを考えた。 この問題に関しては、しっかりとした国民への説明が不十分であったために不安感が増大してしまったことが反省点としてあげられると思います。 つまり、広報の方法が技術的な説明に重点を置いていたような印象があったと思われ、不安を払拭することに重点を置いた広報をすべきではなかったか。 不安を払拭した後、技術的な説明をしていたなら、もう少し、冷静な対応をお客様がしていただけたのではないか(もちろん、限られた時間や様々な事情で今回のような社会保険庁の広報となったのは十分承知しています)。
2045	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じません。	わかりません。	世間一般的なものと同じ様な認識きだとおもいます。 年金問題が騒がれてから知りました。	年金記録がだめなら接客をしっかりしようと思いました。長い歴史があるなかでの問題なので一概には言えませんが、改善意識がたりなかったように思います。
2046	地方庁	その他(社会保険事務局)		この年金問題の解決に向けて、職員にできることは、互いの仕事を理解し、協力しあえる職場環境をみんなでつくっていくことだと思います。新規採用の職員が増える中で、大量の事務を処理するだけでなく、新規職員との知識の共有にも努めていかなければならないと思います。	採用当時から、未統合の年金記録について統合作業を行っていることは知っていましたが、本人確認が難しいような手帳記号番号の記録の内容の不備があることは、報道されるようになってから知りました。 未統合の年金記録の件数や、その記録内容の不備についての情報を全職員が、もっと早い時期(窓口装置が導入された頃)から把握し、問題意識をもって業務に取り組んでいたならば、今よりも状況を改善できていたのかもしれないと思います。	当時の事務処理のやりかたを知るために、昔の事務文書等の資料を調べたり、先輩職員の方々に質問したりして、相談に対応していました。また、各市町村の担当職員の方に当時の話を聞いたりしました。 この問題の反省点は、職員同士のコミュニケーションの不足に原因があると思います。隣の席の職員が何の仕事をしているのかわからない状況では、お互いに理解し・協力しあうこともできないと思います。
2047	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録問題の解決には、相当の時間を要すると思われ、特に国民年金の紙台帳は事務移管時に廃棄されているため、非常に困難な作業となるのが予想できます。現存する紙台帳の調査を、現役職員はもとより、この件に関してなぜ元職員の方が協力しないのか理解できない面があります。なかには積極的に協力されている元職員もいますが、やはりもっと協力いただけないかと疑問に感じます。予算も限られ、現役職員は通常業務と平行して取り組むわけですので、元職員の力を更に活用できればと考えます。	自分が入社した頃は、まだ年金番号も制度ごとに付番され、年金請求時に記録を確認の上、給付を決定していたため、それが通常の業務手順と認識し、特に疑問を持つことは無かったと思います。その後、基礎年金番号制へ移行していく時も、まだ記録統合に対しては、年金請求時に統合することで完結するという認識でした。元々、バラバラに年金制度がスタートし、現在に至るまで続いているために、複数の年金番号が存在することが問題だと考えなかった点もあります。	後になって、基礎年金番号となった記録以外の年金記録が、当の持ち主が訴えない限り忘れられていくのではないか、年金制度が歴史を重ねるにつれ過去の記録に対して、記憶が追いつくのか、漠然とした不安を抱えながらも、その点を深く考えてみる努力をしてこなかった、平常の業務に追われ、考える時間的余裕もないまま今日に至ったことは、ひとつの反省点と考えます。
2048	地方庁	その他(社会保険事務所)		正規、臨時も含め、記録と年金に関する専門知識を持つ職員が少ないこともあり、人材育成が急務と考えます。 あわせて、記録問題に従事する人員の増員が必要です。 処理を急ぐことで誤った処理をするケースが目立ってるように思います。また、よく調べれば判明する記録も見落とされるケースがあります。 あくまでも、迅速かつ丁寧に事務処理を行うことが重要ですが、体制整備のままならない状況では、迅速=ミスにつながりかねません。	平成以降の採用であり、事務処理もほぼ機械化されていましたので、年金加入記録の管理がこことまでずさんな状態になっているとは思いもよりませんでした。 実際に社会保険庁廃止までつながったわけですから、国民の信頼を回復することが困難なほどの大きな問題と考えます。	お客様と直接関わる機会が多くなりますので、事態を真摯に受け止め、迅速かつ丁寧に対応するよう意識してきました。 やはり、記録問題の解決を急ぐあまりに、「ねんきん特別便」「ねんきん定期便」「旧台帳」「イエロー便」など、矢継ぎ早に送付され、事務処理に従事する人員不足の影響もあり、処理が追いついていないことと考えます。
2049	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	今現在行っている、旧名簿等をウインドマシンに起し突合するというやり方は一定の成果を挙げたと思います。 この方法をもう少し続けていくことで、まだ一定の成果は上がると思いますが、 最後の一人までというところまではさすがに無理であると思います。 これから先は通知等をしても、無関心な人であったり、ご本人がお亡くなりになられていたり等、回答は期待できそうもないからです。 ただ、総務省の住民票記録等を利用させてもらい、根気強く通知を送り続け、一件でも多く記録をつなげてゆく必要はあると思います。	私が採用された頃に、記録の入力の後に何らかの問題で記録に整合性がないような、事故リストを確認、補正する専門の係が局にあり各事務所に入り、事故補正を行っていました。 それが人員の配置が出来ない(と聞いている)との理由で廃止となり、各事務所で確認、補正をするようになり、程なく基礎年金番号の導入があり、事業所や被保険者に記録の確認をお願いし、基礎年金番号に統一するということでした。 これらの人員不足やシステム的な基礎年金番号化が出来なかった予算不足やそれでも基礎年金番号化を半ば強引に進めた認識の甘さゆえだと思います。	今となっては記録の確認を出来る限り行っていくしかありません。 今使っている人員や予算の半分でも、当時あればこのようなことにはならなかったのではないかと思います。
2050	地方庁	社会保険事務所課長級以上	3号被保険者期間内に、短期間の厚生年金加入期間が判明した場合等で、年金請求時に不利益になるような場合は、無理には、手帳番号登録申請をさせなかったケースもあった。結果、宙に浮いた5,000万件として残ってしまっている。	未統合の手帳番号のまま残っている記録について、別人判定がついたものは、事跡を入れられるようにし、確認済みか否かサインを付けられるシステムが必要と思う。 また、可搬型WMを携帯の上、出張相談も必要と思う。	年金記録は、給付額の決定をする上で、何より大事なことであるが、厚生年金番号が多い人では、2桁以上番号を持っているケースもあり、年金決定の際には、事務処理上、大きな障害となっていた。年金給付課に所属した13年程前には特に困った問題と認識していた。	やはり、定期的に加入記録の通知をし、被保険者に確認をしてもらうことを計画的に実施していれば、現在のような問題は起きなかった、あるいは解決が早期にできたのではないかと、社会保険に携わっているものとして提案をすべきであったと反省しています。
2051	地方庁	その他(社会保険事務所)		基礎年金番号に手番を統合するため、本人確認を窓口・特別便等で聞き取りをして、浮いた記録を減らしていく。	早期に解決しなければならない問題で、平成19年頃	特別便の窓口・電話で聞き取りをし、手番の本人確認をし、基礎年金番号とつなげようとした。 1人が複数の年金の番号を所有していて、本人に番号の大切さを認識させていなかったこと。被保険者は年金の番号の中に、厚生年金・国民年金の記録が収録されていることを知らずに、簡単に紛失してしまっているケースが多い。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2052	地方庁	その他(社会保険事務局)		一時期に集中して記録の確認統合を行ったので、一定記録確認作業は進んだと考える。今後は現在受け付けている照会の滞留を解消することに力を注ぎつつ、いまだ持ち主不明の記録については、時間をかけて、丁寧に解明していく必要があると考える。また最終的に台帳が判読不明である分については、処理不能であることを公表し、国民の理解をもとめないといけない時期が必ずくると考えているので、完全解決はむずかしい。 特別便で記録が正常であると回答した人や、記録が見つかって正常となった人については、定期便を送付する際に記録は正しく管理されている等の文言をいれ、安心いただくことと、上記の確認をされた方の記録にはWMにおいて何らかの表示が入るようにし、WMに登録されている基礎年金番号ファイルで集計が行えるようにできたら、現在基礎年金番号で管理している方全体に対する進捗度がわかるのではないか、また、全ての基礎年番号保有者に表示が入った時点で、	平成16年に期間照会業務を行っていたとき、別人の記録とまざっている未統合記録が存在していることが判明したときに、いつか問題になるのではないかと思った。ただ、年金番号は厚生年金・国民年金が分かれていたときでも、1人2番号しか持つことはないはずなのに、生年月日を偽って就職したために、番号が複数払い出された人や、前職を知られたくないため初めて加入する手続きを行い複数の番号を持った方、手帳を何度も紛失してしまい、新たに番号を払いだしてもらった方等も多数いることもわかっていたので、一定しかたないとも思っていた。	現在のように名寄せができるなんて思いもしなかったので、期間照会でコツコツ解消していくしかないのではないかと感じていた。 ただ、台帳からWMに記録を移行したときに、明らかに入力ミスである案件も多数確認していたので、もう一度、全ての記録をWM入れなおしたらよいのではないかと考えていた。 記録の整理については、年金請求時に確認したらよいという考え方が間違っており、本人が覚えていない記録に付いては、たとえ氏名検索で記録が出てきても、答えてはいけないといった制約が浮いた記録を増幅させる一員になったのではないかと考えている。
2053	地方庁	その他(社会保険事務所)	すでに問題になっている点として、①厚生年金未加入事業所の存在、および②パートの社会保険未加入問題を改めて指摘しておきたいと思います。持続可能な厚生年金制度を実現するためには、公平な保険料負担と公平な支給が欠かせませんが、現状の保険料方式を取る限りは、上記①②の点に 対症療法的な対処ではなく、制度的な改善を加えなければならないところに来ていると考えます。	①厚生年金適用事業所の条件見直し(原則として法人事業所のみとし、個人事業所は適用外とする)。②法人事業所の登記時に、社会保険・労働保険加入手続を必須事項とする(ワンストップサービス化)。③違反時の事業主を現行の法人税法違反と同等程度に制裁されるようにする。 つまり、現状のように「登記後」会社からの届出によって社会保険・労働保険等に事業所として加入するのではなく、法人登記手続に連動して社会保険・雇用保険加入が行なわれる仕組み(ワンストップサービス)を指向すべきであると考えます。 経営基盤や社会的信用が一般に比較的弱い個人事業所については、希望した会社のみ任意で届出て加入できることとすればよいものと考えます。 また、現行の社会保険加入条件についても、法律にて加入条件を明確に規定し、それに明確に違反している場合は確実に告発・厳罰が課せられる仕組みが設定されるべきであります。 ルールの明確化と、違反発覚時のペナルティーの大幅な強化こそが、労働者にとっても事業所にとっても長い目で見れば必要であると考えます。	平成19年ごろに、いま言われている意味での年金記録問題についてはっきりと認識したと記憶しています。私の認識としては、当初は未統合の年金番号がオンライン上に大量に存在するというだけの問題と誤って認識していたため、長時間かかっても昔の台帳を確認しながら進めていけば、必ず解決できるものと楽観的に考えていました。その後、東京での旧台帳記録のWM未収録の事実や、平成14年当時に市の国民年金台帳が社会保険庁長官の指示で廃棄可能となっていたことを次々と知り、愕然とするとともに、短期間で解決できる問題などでは全くないと心を決めた次第です。	対応するお一人お一人のお客様に対して、相手のご都合が許す限りで徹底して氏名検索を行い、質問し、知る限りの従前の年金制度について詳細に説明を行なうよう以前にも増して心がけました。また、事業所が社会保険制度に加入してくれない等の相談についても、状況が許す限り懇切に対応するよう心がけ、実践しました。その結果、連日夜遅くまで残業する上に土日も(業務命令に加えて自主的に)頻繁に出勤することにはなりましたが、(あくまで私個人としては)全力で私にできる限りのことを行なった、と思っております。 今後も、微力を尽くして、職務により精励するのみであります。 この問題について振り返ってみたとき反省すべき点は、制度設計・事業運営等が真に被保険者や受給者のことを第一に思って設計されていたとは言えない点だと思っています。受給時のことを第一に考えて設計されているのであれば、そもそも国民年金創設時に厚生年金番号と国民年金番号をばらばらに管理するよう設定すべきではなく、仮にその時点では無理だったとしても昭和61年の制度改正時かその直後に基礎年金番号制度に当たるものが創設されていて然るべきです。また、年金受給者のことを思って制度を運営しているのであれば、国民年金の市町村保管台帳について(突合せもしないまま)廃棄許可を出す発想自体がありえないのではないか、と思います。せめて、なぜ市町村から社会保険庁へ台帳を引き上げて、念のため保管しておくという発想が出なかったのか。心底疑問に思いますし、残念です。 無論、グリーンピア等の年金保険料の無駄使いの問題もあります。 末端の職員が日々の職務をゆめおろそかにしてはならないように、制度運営に携わる方々も、制度の設計・運用・改善にあたって、決して「受給者・被保険者がそのような制度になっていることを知ったらどう思うか」という視点を忘れ去ってはいけないのだと思います。それが十分でなかったがゆえに、一人一人の職員が全力を尽くしていたとしても世間からほとんど評価されない蟻地獄の現状にはまってしまったのだと考えています。 我々年金行政に携わる者全員の反省すべき点として、上記の通り受給者・被保険者視点の不十分さを挙げさせていただき、かつ私自身の日々の自戒としたいと思います。
2054	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	すべての被保険者記録をコンピューターに登録する。それが終了した時点で記録の特定をする。	今までの社会保険行政の事務処理の誤りの噴出。	時代は変化しているのに旧態依然とした事務処理が続けられたことに対し非常に残念な気持ちです。自分としては、事務処理要領に従い事務を執ることしかできませんでした。現場職員の声が、上の方に届いていないことが問題だったと思います。
2055	地方庁	その他(社会保険事務所)	ほかの問題は知らない。	年金問題に対応する人数を増やし、より迅速に対応する。 紙台帳の記録を、できるだけ早くオンラインで確認できるようにする。 カセット記録になっているものを、即時オンラインで確認できるようにする。 (即時で保存記録を復旧できるようにする。)	基礎年金番号が導入される前、厚生年金保険制度では住所管理をしていなかったため、本人特定が難しく、一人に対し複数の記号番号が払い出されている事例が多数あったこと。それが今回の年金問題に繋がっていると認識している。また、当時の年金に対する関心の低さ、年金制度のわかりにくさから、一人が年金手帳を複数所持していたり、年金手帳を紛失していたりすることも、この年金問題の一因となっていると思う。 基礎年金番号が導入される頃に、このような問題が存在すると知った。	基礎年金番号制度が導入された当時より、年金手帳により確認できた手帳番号を極力基礎年金番号に登録するようにしていた。また、基礎年金番号付番時に同一人と思われる記録が出てきた場合は、本人や事業所等に確認し、安易に強制付番しないようにしていた。 基礎年金番号が導入された当時、もっとわかり易く周知すべきだったと思う。その頃から今のように対応していれば、記録確認がもっと容易にできていたはずである。
2056	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	過去の記録については、一件ずつ確認を行っていく以外方法はないと思います。 ただ、今後の問題として、事業所調査等が思うようにが進んでおらず、取得漏れ等の手続きの不備の発生が懸念されます。第2の年金記録問題を生まないよう対策が必要かと思います。	平成19年に発覚して以来、いろいろな対策が示され、その対応をを行ってきましたが、長期間に渡る記録管理の不備や記録の不適正処理といった様々な原因から発生しており、その解決は並大抵のものではないと感じていました。 ただし、時間はかかってもこれを解決しないで決して通り過ぎることのできない問題との認識をしていました。 いわゆる宙に浮いた年金5000万件といった。大きな問題であることは、ここ数年の報道等によって知りました。	混雑時の窓口相談や大規模な記録の確認補正の作業等は、最優先事案と考え、事務所全体としての対応を心掛けてきました。 また、戸別に確認が必要な作業は、手紙による連絡や時間を変えての電話などご本人との接触に心掛け、記録の確認に努めてきました。 反省点は主として、制度や管理体制の不備、責任感の欠如があげられると思います。
2057	地方庁	社会保険事務所課長級以上	報道されている事項以外、思いたりません。	職員が同じ意識レベルで年金記録問題の重大性を考えていかなければならないと思います。	古い時代からずっと持ち続けていかなければならない、記録の特殊性や制度の複雑性や全国民一人ひとりまでに広報できない事情等、国民の方々も年金に関心を高くもっておられないと理解も難しいし、普段の生活の中で年金のことを知ろうと考えておられる方は最近の情勢を除けば過去はそんなに多数ではないと思います。 年金の窓口相談のなかで、持参の国民年金手帳の納付記録と当所の記録がかなりの確率で異なっているのを体験した時に、こんなあり得ないことがあるんだと思いはじめたのが、平成14年あたりからだと思います。	記録問題がでるまでは、納付記録が異なると申し出られた方には、当所の記録もなく、本人から証拠を示していただかない限り訂正できない旨を丁寧に説明を行いました。現在は申し出られた方の申立を充分に聞き取り、状況的のおかしいと思われる点についてはわかりやすく説明を行い、それでも納得のいかない場合は照会申出書の提出、最終的には第三者委員会へと提出を案内していくことになります。 現時点での反省点は記録のおかしさを被保険者に指摘されることがありましたが、まさかそんなことになっているなんて組織の一人として恥ずかしい気持ちと申し訳ないと思ってます。今後記録問題に対しても丁寧に対処していきます。
2058	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	登録されていない記録を、一つでも多く基礎年金番号につなげるように努める。	現在または将来の生活にかかわる問題と思いました。 基礎年金番号が導入されたときです。	厚生年金の加入時に、基礎年金番号のわからない人や基礎年金番号のない人に対して、手帳をもっていないかどうかの確認に努めましたが、件数も多く個人情報ということで、会社の担当者から回答をもらうのも難しい面もあり、確認できない状態で進めることもありました。 基礎年金番号導入時に、もっと徹底をして、他に記録がないかどうかの調査および本人からの回答をもらうべきだったと思います。
2059	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		1件1件地道に解決していくしかないと思う	年金に結びつかない期間が存在するという被保険者にとって不利益を被る重要な問題で、基礎年金番号ができたときから疑問には思っていた	問題が発覚してからのお客様への対応や期間調査等の処理に一生懸命取り組んではきた根本的にずさんだったと思わざるを得ない制度発足時の管理は真剣さが見受けられないコンピューターに移行する際もチェック体制等慎重な対応が感じられない
2060	本庁	その他(本庁)	なし		当時の大臣が言っていたような短期間で解決できる問題ではないとの認識であった。知ったのはマスコミ紙上で騒がれてから。	年金記録は各人にとっては人生の縮図である。従って現在我々は壮大なテーマと対峙しているという認識が必要である。
2061	地方庁	その他(社会保険事務所)	昭和61年4月以前の被保険者記録(喪失被保険者ファイル)を補正処理した時の事跡がオンライン上には残らないので、保存期限が経過し、補正処理票を廃棄した後は、補正経過や補正前の記録がどうなっていたか全く分からない。 (昭和61年4月以降は、得喪等、入力した年月日、取り消した記録も表示されるので、事跡が残る。)	昭和61年4月以降と同様に、事跡が残るようなシステムに改善する。	手管理伜えの記載ミス、事業主等の届出誤り、オンラインシステム導入時の入力ミス、本人の届出もれなど、数々の誤りが積み重なった結果、生じた事態。 平成18年6月頃。	業務中、もれや誤りに気づいた場合、確認の上、統合・補正処理をすみやかに行い、少しでも本人の記録を結びつけ、正しいものとなるよう対応した。 年金を請求する際、過去の自分の記録を確認していると思うが、それでも受給者の記録訂正申し出が後をたたない。 もっと早い段階で、自分の記録を確認する機会があれば良かった。 また、加入(取得)した時に、自分の記録がどのように登録されたのか本人が直接確認できるシステムであれば良かった。(たとえば、現在の雇用保険被保険者証みたいに機械印字されたものが自分の手元に残るような形。) ひとり一枚となった健康保険証はあくまで健康保険の記録であるし、厚生年金の場合は事業主が従業員に通知、国民年金は被保険者本人自らが届出を行う必要があるので、社会保険に対する認識が浅いと分からないままとなってしまう。 もっと、制度の周知、保険者の積極的な通知(分かりやすいもので)に努めなければならない。
2062	地方庁	社会保険事務所課長級以上			無くさなければならない問題である。業務課に配属されたとき。	他に手帳の番号がないか確認しようとした。
2063	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	未だ残っている未統合の記録及び申し出があっている不突合の記録について、今後も職員全員で確認作業を行うべきである。	当初は、年金裁定時に記録を整備・統合すれば良いと思っていたところもあったが、これだけの件数、不備の記録があるとは思っていなかった。基礎年金番号が導入された平成9年1月時での事後フォローをもう少し、きちんとしていれば、もう少し良かったのではないかと思う。平成19年の記録問題がおきるまで、状況的に把握できていなかった。	本人として確認できた記録については、極力速やかに統合を行ってきたが、記録の誤り(得喪、報酬)については、誤りは少ないものと思っていた。第三者委員会でのあっせん決定について、疑問の点は多々あるが、お客様の申立てについては、記録の誤りがあり得ることも否定できないものとして、対応しなければならない。
2064	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	政府広報の充実が重要と思います。特別便、定期便を送付するだけでは反応されない方がまだまだたくさんみえると思います。	行政の怠慢で、あってはならないことだと思います。長妻大臣が国会で追及しだした頃から。	相談にみえた方の立場にたって、記録問題を真摯に受け止め親切丁寧な対応を心掛けました。記録の確認を年金請求時に行えばよいと考え、対応が後手後手になったこと。
2065	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にございません。	解決に向けては疑わしき方全員への接触が必要となります。被保険者から連絡等いただける場合は、誠実に対応することで解決に向かうことができますが、接触いただけない方に対してはこちらからアクションを起こさねばなりません。通知も出ておりますが、市区町村の保有する情報も最大限活用させていただき、電話での連絡、個別訪問等集中的に行うことが必要と考えます。	採用時、基礎年金番号の他に手番が多数あることがわかりましたが、裁定の際にきちんとご本人の基礎年金番号に統合されるものと思っていました。平成19年5月頃、報道された際に問題と認識しましたが、過去の記録について果たして解決に至るのか不安に思いました。	被保険者と直接接し、話していく中で一つずつ解決していくしかないと思いました。ただし人間の記憶には限界があり、その際に根拠となる書類等が残っていないこと、過去の書類等に読めない字がある等、現在のこのような状況を予測できずに至ったことは反省すべきと思います。今後においては、履歴・事跡を問わず、全て被保険者の記録に関して永久保存をし、将来、確認することがあっても説明可能な状態にしておくことが大切であると思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2066	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金期間照会申出によるところ、本人の記憶している事業所名と、社会保険事務所が登録している登記簿謄本上の事業所名が相違していることが多々あり、本人の職歴が確認できない。また、本店による適用のため所在地所管では探しあてることができないなど、本人の記憶にたよっての年金履歴を確認することはむずかしい。	事業所名簿を社会保険事務所のみならず、税安や労基署や税務署などから、会社として登録された幅広い分野の資料をつくり、本店支店などの所在・会社の事業内容・所在地や従業員名簿などの事業所情報リストの作成ができ活用できたらいいなと考える。	消えた年金などといわれているが、基礎年金番号が設けられたさいの周知不足だと思う。もっとこの時大きくマスコミを使って統合の必要性を広報すべきであった。 職場をかえるたび新たな番号をとり手帳を紛失し資料もなく高齢になりうる覚えの職歴で照会しようやく自分の厚生年金加入期間を確認することとなるわけだが、本人に責任意識が全くないため、世間ではこのケースもひっくるめて消えた年金といっている。	基礎年金番号の記録内容に不足がある場合、未統合の年金番号の調査をし、当時勤務した事業所の社会保険の適用状況を確認していく。事業所名・氏名・生年月日を拡大したケースに置き換えて探し出すよう努力している。 土地と違い人間は動くわけで管理はむずかしい。全国様々な場所に移り住み、勤務し、年金を納めてきた記録およそ40年分を管理し続け、受給に結びつけるにしては、あまりに本人まかせの管理ではなかったか。 国民年金・厚生年金の重要性を学ぶべき機会は、納税義務と同様に、学生時代に身につけておきたい常識であると思うので学習題材に加えてほしい。
2067	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	存じておりません。	記録調査作業について調査熟練者を増やし問題を解消する。	国民に対し迷惑をかけている問題であると認識している。問題の存在時期は、年金記録問題が発生してからだと思うが、いつ頃かは定かではない。	自分の行っている仕事には直接関係のない業務であったが、事務局として記録問題の解消を掲げ取り組んでいたので、その指示に従い微少ながら該当者に対し電話確認調査等を行った。 反省点は、この問題にもっと早く気づき、組織として対応すべきであったと考えます。
2068	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	承知していません。	被保険者もしくは受給権者の方々からの申出内容を全て認めて、年金記録の訂正等を行うということが考えられるが、それが、必ずしも年金記録問題の解決につながるものとは思えないので、非効率と言われてしまえばその通りかもしれないが、現在、行っている本人もしくは遺族等への確認作業により、年金記録を特定するしかないのではないかと考える(よりよい方策が思いつかないというのが本音です。100%の解決となると、ある程度の割り切り(上記の申出内容を全て認める等)が必要となると考えるところです。)。	1人の被保険者であった方で、複数の手帳記号番号による年金記録を有していながら、受給している年金には1つの手帳記号番号による年金記録しか収録されていないので、正当な年金額での支給を受けていない方がいる。 基礎年金番号の導入時である平成9年1月前後。	1人で複数の手帳記号番号を有している方々へ調査票を送付して、その回答により、年金記録の統合を図ることを行った。 過去の年金記録の管理等については承知していないが、少なくとも、基礎年金番号の導入にあたり、年金記録の統合を図ることを想定して、調査票を送付したのであるから、その当時、もう少し、時間をかけて年金記録の確認を行っていれば、今よりはスムーズに確認等が行えたのではないかと考える。
2069	地方庁	社会保険事務所課長級以上	自分でも知っていないことの方が多く報道されており、全て披露されているものと思います。	現在、法令遵守が叫ばれ相当以上の規律は保たれていると思います。 ただし、今後の記録管理を考えると、外部委託や派遣等の活用は人件費の短期的な減少には効を奏すものの、長期的には職員の教育・育成がおろそかになり大変不安に思われる。現在行われている適用関係業務の集約化は最たる事例。健保証の発行遅延はもとより、決定通知書にいたっては、3週間以上、まして収録される内容にいたっては誤入力や誤送不が頻発している状況である。これでは直接事務所で入力処理できる直接入力の最大利点が失われております。機械化前の業務センターへ紙の届を進達し、外部業者が入力している構図にもどってしまいます。記録のひとつひとつは大変重要なものと再認識し、事務所で制度の理解できる者が存在すると	平成3年が4年ころ。報道にて適用事業所の偽装脱退の記事が出始めてからと思います。	報道されたことは、社員会員の資格にかかる偽装脱退や滞納事業所の代表における保険料利減免措置について行き過ぎた事例のみ。あまり問題があるとの認識は少なかった。苦境に陥った法人に対しての措置としては、ある程度当然の措置として、教わり引き継いできた経緯があります。いまとなっては法令上好ましくないものと理解しますが、実際に支払ったかも定かでない苦境事業主の将来の年金が確実に、他の保険料負担者から支出されていくのは、制度上今もって理解できない。
2070	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	年金加入している国民一人一人の協力が必要だと思います。	年金記録問題が発生してから知りました。	年金制度について学習し、特別便等の対応をできるようになった。 反省点としては、社会保険庁のずさんな記録管理。
2071	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	結局はお客様自信が納得いく年金記録ならなければ解決しないと思うので、本人の申し立てに基づいて証拠書類等なくても期間及び納付記録の訂正等を行う。(条件付～第三者へ申し立てを行う等、お客様自信が自分の記憶に自信を持っている方など)	年金記録問題が発覚するまで殆ど業務課(適用課)の経験がなかったため、オンライン上の記録が絶対であると認識しお客様と対応してきた。この年金記録問題は時間がかかっても整備し、信頼される制度にしなければいけないと思いました。	お客様の立場に立ち少ない情報からでも考えられる記録を調査し回答するよう心がけた。時代背景があったにしろ、当時のチェック体制や書類の扱い方(記入がザツ)等が悪かったと思う。現代は殆どがオンライン化しているが、書類管理は現在もあることから、同じことが繰り返されないよう過去を反省し今後生かしてまいりたいと考えます。
2072	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	基礎年金番号に統合されてない厚年手番や国年手番が存在することは認識していた。	通常の届出があった際に手番がないか確認するようにしたことがあるが、業務の処理が遅くなり、十分な対応はできなかった。
2073	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	現在行っている業務を年金記録を理解している熟練した職員を中心に、対応していくことが、早期の解決につながると考えます。 また、厚生年金等の記録は、マイクロ等に保存されている台帳とWM記録との全件突合を電算で行い、不突合内容のチエック部分の確認作業を行っていくことにより、当時の番号入力誤り等により生じた記録の整備がある程度確認 できると考えます。	国民の信頼を裏切ってしまった行為と考えています。 従前から、職歴が相違している場合は、WMの氏名検索により判明しないケースは、本人よりお勤めしていた友通等を確認し、調査をしていました。調査の結果判明した年金番号を調べるとWMに氏名が入ってなく、生年月日と資格記録等が入っていた記録を見つけ、昭和63年頃に年金給付課職員として、非常に調査に時間を要するため困っていた。 当時は、マイクロ索引もなく厚生年金の各事務所に記録照会等を行い記載されている職歴と相違があると大変だった記憶があり、上司にも相談し、上部に意見を上げてくれていたと考えています。	当時は、全国より庁にはシステム変更で意見が上がっているのではないかと考える。ただ残念なことには、昔は業務改善のためのシステム変更等については常に要望が出ていても出来ないとの回答であったと考える。 現在は、積極的にシステムの変更等を行い解決へ向けて積極的に対応がされていると考えます。 残念なことは、全体で考えると年金の窓口対応者等が時代の経過とともにWMの記録を信じ本人の記載している職歴調査が不十分な対応することにより、多数の多くの問題が生じたと考えています。 よって、所属の国民年金職員一同で旧台帳の本人照会調査等を出来る限り積極的に行ってきたと考えています。 しかし、年金を受けている方か既に死亡されていたり、高齢により記憶がないケースもあり何故もっと早くから対応していなかったかと反省しています。
2074	地方庁	その他(社会保険事務所)	930開放が進んでいない。	業務センターでの処理を迅速に行う。	本人の記憶のみに頼った部分があるのが問題と認識。	できるだけ本人様の立場に立って会社名を思い出していただける努力。 やはりどうしても会社名がわからない方には現在そうしているように会社名をこちらから教えあげれたらよかったと思われる。逆に現在はそうした対応ができているのでその部分の問題が減少したと思われる。
2075	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特には、ありません。	年金記録の回復に向けて、1件1件記録確認を行っていく。また、現状報告を国民に対して行う。	年金記録問題は、年金額に影響するために、かなり重要な問題になると思いました。このような問題が存在すると知ったのは、5年程前からです。	年金の窓口業務を行っていたため、記録の補正処理にあたっていました。 なにしろ膨大な記録のため、保管の方法に問題があったのではないかと思います。また、WMに記録を移す作業方法にも、問題があったと思います。
2076	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		速やかに記録確認調査を完了させること。 日本年金機構の機能と役割を確立し、国民の信頼を得、安定した年金行政を築くこと。	新聞やテレビの報道のようなずさんな管理が全国で行われているなどとは、信じ難がたかった。この問題がクローズアップされて、認識するようになった。	とにかくお客様の信頼を取り戻せるよう、これまで以上に親切・丁寧な応対に勤め、お客様の不信感を取り去るように努力した。 基礎年金番号の導入時等に、もっと積極的に記録の統合を進めるべきであった。また、過去のデータ・オンライン化の際の、確認行為を正確・丁寧に行うべきであったし、オンライン化と同時に個人情報保護規程を確立しておくべきであった。
2077	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に思い当たりません。		年金記録問題については、大きな問題と捉えていましたが、当初は膨大な件数に及ぶとは思っておりませんでした。 年金記録問題は、問題として扱われる前に期間照会等で記録が見つからない、納付したはずの記録が抜けている等の申し出を受けたことはありました。また複数の番号を統合する業務を行っていました。これが、消えた年金とつながるかは、わかりませんが平常業務の中で当然に扱っていました。 年金問題として大きな問題となってからは、社会保険の最重要課題ととらえ、業務を行ってきました。	年金問題については、被保険者、受給者にとって大きな問題ですので、真摯に対応するよう心がけました。また、窓口等では制度についても理解をしてもらおうとわかりやすく説明するよう対応しようとしました。 反省点としては、やはり定期的に記録の突合等を行って該当者に周知しておく必要があったのではないでしょうか。また、自分でも厚生年金に入っていたかどうかあやふやだった方もたくさんおられました。こんな方たちにはなんらかの形で年金制度の周知ができていれば事前に記録確認を促すことができたのではないでしょうか。 また、現時点については、問題発覚時に体制をもっと強化していれば、もっと余裕をもって、回答や窓口対応ができたのではないでしょうか。
2078	地方庁	その他(社会保険事務局)				
2079	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	世間一般に知られていない問題については、存じ上げません。	年金記録問題の解決は容易ではないと思いますが、常に真摯に問題に向かい解決を図っていくことが必要であると思います。その上で、記録問題の解決を図るには人海戦術的に大量の人員を投入することも必要かと思いますが、過去の業務処理、事務取扱い、実際に行っていた事務処理方法等、を熟知した職員、あるいはOBを積極的に登用し、そのノウハウを活用することがいいと思います。また、国民年金の記録問題においては、平成13年度までは区市町村での収納が大半であったことから、区市町村の国民年金事務に携わっていた職員、OBの方に当時の事務処理、事務取扱い等について、広く意見、あるいは当時の状況などを聴き取ることも必要か	平成16年度から、免除問題、そして年金記録問題が続きましたが、年金記録問題については、当時はレアなケースと思っていました。その後、いろいろな問題が出てくることにより、早急に解決を図らなければならないものと認識しております。厚生年金保険については、あまり詳しくはなかったので、どのようなところに問題点があったのはわかりません。国民年金については、13年度以前の事務処理については社会保険事務所(国)と区市町村が保険料の収納を行い、収納記録もそれぞれ持っていたため、齟齬が生じる下地があったと感じています。また、いわゆる年金記録問題が存在することを知ったのは、報道等がされてきたときです。	年金記録問題の解決に向けて、早急に解決を図ることが必要と感じていました。事務局としての年金記録問題の解決に向けた対応には、積極的に参加をしていきました。現時点での反省点については、思い浮かびませんが、加熱するマスコミ報道等に対して、真摯な姿勢で説明し理解を求めていくことが必要と思います。
2080	地方庁	その他(社会保険事務局)	無し	現在各県単位において厚年期間の資格照会作業を行っていますが、これを全国で一箇所に統一するべきです。せめて各ブロックにてまとめ対処するべきだと考えます。 厚年記録というものは一つの年金番号に複数の事業所の記録が存在しるケースがほとんどです。その全てが一つの県での事業所記録であれば、さほど難しくないかも知れませんが、大半は様々な都道府県の事業所記録が絡んでいるケースがそれを占めます。 年金記録の確認作業において、自県の事業所情報には詳しくとも、他県の事業所情報には疎いという方が大半ではないでしょうか？ 最近、全国版の事業所名簿システムが導入されましたが、その使い勝手の悪さ、事業所情報を理解するためのデータ不足感は否めません。今後もバージョンアップするのかも知れませんが、現状では他県の事業所調査をするのには不安を覚えます。 そのような面からも期間限定でもかまわないので、各県の資格照会のスペシャリストたち及び、各県のデータを一箇所にまとめ事態解決に努めるべきだと思います。照会業務を一箇所にまとめる事により、よりスピードアップすることは間違いないでしょうし、調査により様々な問題等が発生しても基本的にはその部署にて解決まで行えるので、事務所にて受付をした職員も流れが掴みやすいのでは無いかと思います。	我々社会保険職員はもちろんの事、しいては国の社会保険の存在意義が問われる大変重い問題であると思っていました。 5年ほど前から資格照会の業務を行ってきましたが、その時は全体がここまで大きなものであるとは思っていませんでした。全体でこれほどまでの事だったと知ったのはこの問題が大きくクローズアップされた2年前からです。	ちょうど資格照会の業務を行っていましたので、まずはとにかく毎日大量に送られてくる調査内容を正確に調査する他無いと考え、土日、また夜遅くまで業務に携わってきたつもりです。また、業務量を効率良くなすためにどのような工夫が必要なのかをいつも考え実行してきました。 現時点でのこの問題についての反省点は、2年前にこの問題がクローズアップされた時に今後起こる事が少し考えれば想定できたにもかかわらず、その対処ができなかった事です。社会保険庁、各事務局、各事務所が総力を挙げ、その時、特別のチーム等を設け、対処できていれば現在の様な後手後手に回るような体制にはまだならなかったように思えます。
2081	地方庁	その他(社会保険事務所)		増員	6.7年前に記録を担当している同僚が、あまりきちんと整理されていない部分がある、と話していたことや、5.6年前国民年金を担当した時、領収書をお持ちの方が年金記録に反映されていない人の対応をした時。	その時にはそれは一部の問題だと思っていた。今にして思えば、深く掘り下げて、他にもないのか、本当に一部なのかと考え、他の職員と情報をやり取りすべきであったと思う。 また、社会保険職員には記録＝お金という認識が不足していたと思う。
2082	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。		採用され仕事に就いたとき。	機械化移行時に台帳すべての突合を怠ったことが問題。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2083	地方庁	社会保険事務所課長級以上	年金記録問題についてすでに広報されている内容以外は分かりません。	特になし。	以前より年金裁定請求相談の際に職歴等の確認する際に本人確認をしていたが、年金手帳を保持していない、高齢の為職歴の記憶が曖昧であるため、記録に結びつかないケースが多々見受けられた。 また、偽名で就労しているケースや氏名の読み誤り、生年月日相違等もあり、最終的には年金請求時に記録が修正ができれば本人に不利益がないとの判断で受身の態勢であったと認識していた。 基礎年金番号導入後も相変わらず、重複付番や記録不整合が解消されず常に事故処理に追われていた。 年金記録問題が浮上する以前から記録管理については危惧していた。	年金特別便等の対応については全職員体制で取り組みをした。直接窓口にてお客様の相談を受ける機会が多く、苦情や年金問題以外のパッシングが多く寄せられた。年金問題業務を第一優先としたため、通常業務も平行しての処理になったため、職員のサービス残業や休日の自主出勤を強いている状況にが続いている。早急に解決しなければならない問題だと思うが、解決するまで相当な期間を要することと考えます。
2084	地方庁	社会保険事務所課長級以上			今となっては社会保険庁組織全体の問題と思っていますが、大量な記録が不整備であることを問題化、公表をせず、長年に渡り放置していた本庁の関係者の責任は大きいと思います。 自分はこの問題が起きるまで、社会保険庁が管理している記録は絶対的なものと信じていました。	とにかく顧券されました。 来客数、照会者数に対応する職員数の少なさ、年金受給者からの幅広い照会に対する模範解答の提示がなく、回答方法に苦慮したこと、年金受給者にとってはわかりづらい(誤解しやすい)内容の「ねんきん特別便」だったこと、すべてにおいて頭を下げっぱなしでした。 自分にできるかぎりですが、照会回答業務の遅延解消のために毎週休日出勤をして精神誠意対応したと思っています。
2085	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	ありません。	年金記録問題とは「年金をうけるようになったときに記録の未統合があるのを見落としたまま、少ない期間で年金を決定されてしまう事象。」と認識していました。社会保険事務所のお役所体質では、各種手続きは「申請主義」とされているために、年金相談窓口で、請求者が申出ないと未統合の記録を発見する可能性が少なかったのだと思う。 また、年金制度の周知がたりなかったのか、手書の払出を手作業でやっていたせいか、転職などでいくつもの番号を払出されている人が多くあるが、機械化(オンライン化)への移行時に、突貫工事したかのような作業で移行されたので、記録の正確さが不十分なまま、もとの紙台帳を廃棄されてしまったこと。 未統合の記録の存在や、マイクロとWM記録の相違と、記録変更の履歴をWMでみれない届書がある状況については、仕事をする上でかなり不便を感じて危惧していましたが、年金記録問題という言葉を知ったのは、テレビやニュースで取りざたされるようになってからです。	「申請主義」の体質で、相手が自発的に申出ない限り、本人のものと認めないのではなく、もちろん同姓同名の成りすましを防ぎつつも、考えうる限りのケース想定して、親身に相談に対応するようにしました。 現時点でみた場合にこの問題についての反省点 年金制度開始時の手作業の紙台帳に氏名のフリガナを記入しなかったこと。 また、当時記入した職員が、読みにくい氏名にはフリガナを打つなどの気配りができないひとであったこと。 数字のくせ字や漢字の草書体を禁止するなどのルールをしかなかったこと。 機械化するときに、カタカナしか入力できないプログラムであったこと。 紙台帳には漢字しかないのに、機械化するときにカタカナしか入力できないので適当に入力するなど、読み方がわからない氏名や数字について確認を怠ったこと。 基礎年金番号導入時に統合勧奨などが不十分であったこと。 氏名検索機能が外国人の検索に使えないこと。「一」がうまく反応しない。 20歳をまたいで、基礎番の2重払出がいまでもおあること。 無戸籍児童やホームレス問題への対策。 法律ルールを守らないモンスター国民に対しては、厳しい態度で接すればいいと思う。
2086	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	重要な問題なので多少時間はかかっても適切に対応するやり方が良いかと思います。	深刻な問題だと認識しておりました。知った時期はマスコミ等で取り上げられたあたりだと思います。	職員全員で取組むべき問題だと思いました。反省点としては、職員一人一人の意識が薄かったのだと思います。
2087	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上			マスコミで取り上げられたことで、年金記録問題の存在を知りました。私は基礎年金番号導入後の平成9年4月に採用されました。当時、社会保険事務所に勤務しておりましたが、その事務所では、基礎年金番号以外に手帳番号をもっていることが窓口や電話で分かった場合には、ご本人に統合する必要があるため、事務所に年金手帳を持ってくるよう説明し、統合をすすめておりました。また、年金給付課に配属されたときも、氏名検索し、本人のものと疑われるものについては、必ず確認するよう行っていました。もちろん、ご本人に職歴確認も必ず行っておりました。このように、当時、私は社会保険事務所では、きちんと対応を行っているという認識でした。その後、年金問題が発覚したわけですが、そのときはかなりの衝撃をうけたのはいうまでもありません。①オンライン記録に、氏名等がきちんと収録されていないものが莫大あるということ②社会保険庁の方針として、年金給付の請求時に記録を統合するものとしていたこと③未統合記録が5000万件も存在すること、などです。私は①、②、③の1つも知らなかったわけですから、もし社会保険庁の中にこれを知っていて放置していた人がいるのなら、許せない気持ちでいっぱいです。②については、周知のことであったのでしょうが、人の記憶の不確実性から考えると、とうてい納得できません。また①については、オンライン記録が正しく収録されていないことを知っていて放置していたのなら、許されることではありません。多くの問題を知りながら、目をつぶっていた人がいたとは考えたくはありませんが、社会保険庁、業務センターの方は全く知らなかったのかを教えていただきたいと思います。年金は長い歴史とともに、紙と万年筆の時代から存在することを考えた	ねんきん特別便の記録照会の回答のために、事務を集約している事務所に支援に行ったり、氏名の収録を行ったりしました。年金法は改正改正をくりかえしてますし、当時のことを調べるのにかなり時間がかかります。加えて、恩給、共済などもからみます。個々の事務所や業務センターがもっている知識がばらばらで、時間の無駄も多いと思います。個々の知識を集結させ、きちんと整理したものがあると時間が短縮できてよいと思います。これまで、社会保険の体質として、年金のエキスパートを養成してこなかったのも間違っていると思います。年金記録問題については、一つ一つ確実に解決し、国民から年金の信頼を回復しなければなりません。また、問題意識を持ち、問題を提起しながら、目をつぶることなく解決に向けて努力する以外ないと思います。
2088	地方庁	その他(社会保険事務局)	共済組合については、加入期間確認だけで、記録の統合できる返信するものがない。よって、共済組合加入中の被保険者で、過去に手帳年金番号もっている人は、基礎年金番号に統合できない(手帳を持って社会保険事務所に行くしかない)	社会保険事務所での調査を受付せず、すべて第三者委員会で処理すれば 、回答に誰もが、納得してくれのではないでしょうか。	基礎年金番号の統合漏れなので、すぐに解決すると思っていた。 問題が、存在することを知ったのは、最近です。	年金記録問題を起こってからは、記録統合するように心がけるになった。 この問題については、今のそうですが、基礎年金番号の課が存在しない。厚年と国年の間である基礎年金は、処理の「なすりあい」によくなり処理がきちんとされない場合である。
2089	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に存じ上げません。	今後の記録整備において、専門知識をもつ職員の育成に努め、慎重に対応していくことが望まれると思います。 また、整備においては、処理経過がWM上でどこでもわかるようにすべきだと思います。 全国の事業所検索のシステムにおいては、今以上に使い勝手のよい、システムに改善していくことがのぞまれるとおもいます。 また、記録問題に関しては、窓口や電話での対応により、お客様に与える印象が変わってきますので、接遇の知識の習得について、今まで以上に職場全体として取り組むべきであると思います。	記録収録の際の確認不足や何かの事故により、収録がもれてしまっている記録のことであると認識していました。 問題の存在を知ったのは、20年5月頃です。	記録管理係に所属していましたので、一つずつの記録に対して真摯に向き合い丁寧に調査をし、整備をしてまいりました。 この年金記録問題についての反省点としては、年金裁定時において、丁寧な対応と、適切な処理方法が不十分であったと思われます。 また、システム上の整備がとても遅れていたことも原因であると思われ、反省すべき点であると思います。 長期的な視野に立ち、システムを整備していくこと、職員を育成していくことを今後の課題としていくべきだと思います。
2090	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	職員の残業代を、もっと支給するべきだと思います。月に11時間分しか全額支給されないという現在の仕組みは、少し低いのではないかと思います。 残業代の上限が低いため、斜り切って早く帰る職員がいます。その一方で毎月膨大な量のサービス残業をしている職員も多くいます。(早く帰る職員がさぼっているという意味ではなく、その方達も勤務時間中は真剣に業務をしています。) 残業代がもっと支給されるなら、職員のモチベーションも上がり、山積した書類を前に早々に退庁する職員も減り、年金記録問題の進展に効果があると思います。	社会保険職場が長年に亘って蓄積してきた負の遺産であり、制度や職場の構造など、様々な理由に依拠した非常に根の深い問題だと認識しています。 その問題の片鱗に気づいたのは、社会保険事務所で期間照会業務に携わっていた時に、被保険者の氏名のフリガナが、常識では考えられない読み方でWMに収録されていたのを発見した時です。	誤った記録を発見した時は、与えられた業務の範囲内で記録の補正を行いました。また、ねんきん特別便発送後に窓口が大混乱した時は、積極的に窓口対応の応援を行いました。 反省点としては、現在のねんきん定期便と同様の物を、記録問題が発覚する前のもっと早い段階で送付しておくべきだったと思います。そして、じっくりと腰を据えて記録を回復させていくべきだったと思います。
2091	地方庁	その他(社会保険事務局)				
2092	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	現在問題となっている事象以外のものは知りません。	一刻も早く、正しい記録となるように確認作業を急ぐべきであると考える。	基礎年金番号に未統合の記録があることは承知していた。 平成9年1月1日から基礎年金番号となったが、年金相談に来庁されるお客さまでも統合されていないお客さまがいることは年金相談員から聞いて知っていた。潜在的な未統合はかなりあるとは思っていましたが、最終的に年金請求時に職歴を確認し、調査統合するので強くは問題意識と捕らえていなかった。	東郷問題は年金請求時で対応加能であると考えていた。 今での反省は、確実な統合を進めていれば、窓口での相談時間も短縮でき、社会保険の信頼も落とさずにすんだ、また、社会保険庁解体とまではならなかったと反省している。
2093	地方庁	地方社会保険事務局長	特になし。	お客様の立場にたって、平常の業務を縮小し、全国統一的なマニュアル等に基づき、公平・公正に対処していくことが必要である。 体制等を考えると、ある程度の時間を費やしても、地道に取り組んでいくことが賢明ではないかと思っている。 なお、非常勤職員を大幅に確保するにしても、管理・指導等を行える職員が限られている現状から、短期間に整備を完了することは難しいのではないかと思っている。	被保険者の皆さんの大切な年金加入記録で、長年に渡り保管しなければいけない、膨大な記録である。 年金制度の見直し等による記録管理内容の変遷等があるもので、かつ、当時の登録・管理の媒体・技術に応じて保管してきたが、限られた予算・職員で最大限の対応をしていたものと思っていた。 最終的には、年金請求時に本人の履歴等に基づき、年金記録を確認し、複数の記録が判明すれば、記録を統合するなどの処理を行うことで、可能な限りのフォローがなされていたと思っていた。	①年金手帳を複数持っている方は、年金請求をする前に、できるだけ記録を統合すること。②ひとつの年金手帳を生涯使い続けて、再就職時などの歳は事業主にそれを提示すること。③ある程度の年齢になったら、自分の年金記録を確認することなど、被保険者の皆さんに根気強く説明・広報する。 市町村や事業主等を通じた、年金の制度・仕組み等の説明・広報を意識してきた。 これまで、基礎年金番号の導入や、年金請求のターンアラウド方式・納付証明書の交付等々、可能な範囲で記録管理の充実に向けて努力してきたと思っているが、直面する現実にとらわれていたことを反省する。(年金制度の導入時からの歴史、技術、経費、職員数等を考えれば、管理
2094	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	行政で保有している紙やマイクロの納付記録等のデータを、早急に整備していくこと。 社会保険事務所に専門の担当課を置くことも必要ではないでしょうか。	国民年金納付記録の漏れは、社会保険庁の入力ミスや、市町村からの報告漏れなどが原因の数少ないミスだと考えていました。 未統合の厚生年金手番があることについては、複数の手帳を所持している方が多数いらっしゃり、また、御自分の職歴にもかかわらず記憶にない方もおり、一本化されていない方は多数いらっしゃるであろうと感じました。 標準報酬等については、事業所からの届出には誤りや漏れはあるだろうと考えていました。 大きな問題となる数年前に感じていました。	年金手帳番号の安易な払い出しはしないよう気をつけ、疑重複番号の確認を慎重に行いました。 職歴の記憶があいまいな方にも思い出していただけるように努力しました。 手帳を複数持っている方については、ご本人が手帳さえなくさなければ年金請求時に統合できるといった職員の油断も、統合処理が遅れた原因のひとつではないかと反省します。
2095	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に存じ上げません。	人手や時間はかかると思いますが、1つ1つの記録を確認していくしかないと考えています。それには自ら考えることのできる能力や知識を持っている職員等が必要であると思います。	「年金記録問題」と聞いても初めは何のことかはわかりませんでした。ねんきん特別便を全国規模で送付を開始すると知った時に年金記録問題と知りえたことで、年金保険料の横領等がその一部かなと思っていた程度の認識です。台帳等のもれや誤り、機械登録時のもれや誤り、統合されていない手番の年金の迷子を知ったのはその後です。	1つ1つを記録確認に結び付けていくことが大切です。1つの案件にたくさんの時間がかかろうともやっていくしかないと思います。 反省かどうかはわかりませんが、日本国の年金に対する認識の低さから問題になったものだと思われます。当時の国民の年金に対する関心がなかったのも事実で、ここ何年かで関心が急激に高まり今の状態に至っているものと思います。
2096	地方庁	その他(社会保険事務所)	現在、報道されていること以外に知っていることはありません。		年金記録問題については強く意識していませんでした。	年金法の目的(年金給付)を意識し日々業務を行うことが必要であったと考えます。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2097	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無いと思います。	機械的に年金記録に関する知識の無い、委託業者に任せるのでは無く、専門知識の有る職員等による、地道な手作業しか無いと思います。	現在のようなコンピュータも無い昭和19年からの記録。戦争による空襲や台風等の災害で社会保険事務所が被害を受けた事もあったと思います。そんな時代に、どのような方法で記録の確認ができるのか、想像もつきません。 コンピュータが導入されて以降は業務取扱いの不備。氏名検索で本人のものと思われる他手番が出てきても、事業所名すら提示できない、業務取扱いを続けた結果、生じたものであると思います。 ただし、全く放置していた訳ではありません。平成9年の基礎年金番号制度導入時に、過去の年金加入記録の確認をしていただくため、基礎年金番号通知書に他の年金手帳の有無を確認する、返信ハガキを添付し、有ると回答された方に記録照会票を送付して、調査・記録の統合に勤	すべてにおいて、相手の話をよく話を聞き、相手の立場にたった相談をするよう、年金記録問題以前から、取り組んできたと考えています。 ただし、法律と業務取扱いを逸脱することはできないので、その狭間で過去に社会保険庁に対して、意見できなかった事は残念です。
2098	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	昔の台帳が不完全である以上、完全な解決は不可能だと思います。 あとは、どこで決着をつけるか。	ごく一部の方の問題だと思っていました。 問題の詳細については、新聞の報道、インターネット等により情報を得ていました。	実際のところ、年金請求時に受給権者が窓口に来所され、その窓口でしか自分自身の年金記録を確認することができなかった。 定期便のように、逐一自分の年金記録を確認できれば、漏れや誤りの数も少なくなるでしょう。 ただ、お客様の話しを伺うと、昔の社会保険事務所の窓口はとても横柄で、自分の記録について相談したくてもできなかった、ということをよく聞きました。いくらシステムを充実させても、窓口の対応ひとつで全く意味を成さなくなることをよく理解しておかないといけないと思います。
2099	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	全てにおいて、人材不足と思われます。パイトや派遣社員の増員をいくらおこなっても専門知識のある職員が育ち記録整備や再裁定に従事するようにならなければ、一連の事務処理の迅速化には、限界があると思います。特に船員保険の記録が不備であったとき、三共済の記録に問題があった時の業務センターの回答は、非常に遅く、再裁定以前の記録整備の問題であるため、社会保険事務所の窓口としては、受給者に対する説明に苦慮させられているところです。	年金記録問題を知ったのは、報道があった時で、報道のあった当初、最終的には裁定請求時に記録の確認を行い整備する取扱いとなっており、社会保険事務所の窓口では、忠実にその取扱いをおこなっているものと認識していたため、問題にならないと思っていました。しかし、氏名・生年月日のWMと厚生年金被保険者名簿との突合作業が始まり、WM上の記録がこれほど適当に入力されていたことに愕然としました。コンピュータへの入力時にミスが出るのは当然のこととととらえて、そのミスを最小限に止めるための入力チェックが当時甘かったのと、入力をパンチャーに指示する指示の出し方がいいかげんだったことが、この問題を引き起こしたのだと思いました。	すでに記録が見つかったお客様に対しては、迅速に記録整備、再裁定がおこなえるよう、書類の受付から各担当課への回付を当日中におこなうことを心がけました。また、窓口でお客様に対しては、できるだけ丁寧に説明をおこなうことを心がけ、国民年金の納付記録が過去に未納となっているお客様などについては、手帳番号払出簿を見せる等して、理解を得られるよう対応しました。 強化するべき部署に増員をおこなうことなどのことが、全て後手後手になっているような気がします。処理が滞留し悲鳴をあげている年金記録関係部署に早急に知識を持った職員の増員をするなど対応していれば、現在の状況よりは少しマシだったかもしれません。
2100	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		採用前から報道で知っていた。 実際入ってみて、この問題を全て解決するのはかなり困難だとわかった。	現在のように、受給前から定期便等で自分の記録等を確認出来るシステムがあればよかったのではないかと思う。そもそも、問題があっても受給するときに直せばいいという考えが間違いだったのではないか。 現在の配属先では、なかなか直接記録問題に絡む仕事は少ないが、適正な審査・処理を心がけていくことで、新たな問題発生を防ぐことにはなっていると思う。
2101	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	「記録が消えていると言われた方全てに対して、証拠があるなしに関わらず訂正し年金を支払えば良い。これで、年金記録が治まるのなら安いものだ。」とのテレビ映像を見たことがありますが、社会保険職場にいる者としては、問答に訂正をすることはおかしく、何かの証拠を持って行なうのが筋だと思います。 最近の救済のための法令や取扱の変更を含め、個人でしっかり管理している者が損をしているようにさえ感じます。 過去の記録については、既にその時その時で修正が掛けられており、それを遡って元台帳と突合せを行なった場合、どれが正しいものか分からないものも多数生じると思います。 年金請求時には請求書を記入されたわけで、本人の確認行為は成されているものとも思います。しかし、国民の皆様にご協力を頂き、再度全ての記録内容事項について確認いただくことは必要なことだと思います。その確認によって疑問を感じられた方について、再確認を行なうべきだと思います。	確かに被保険者ファイルの収録時における入力誤りによる問題も生じていますが、当時は、被保険者一人ひとりがきちんと手帳を管理し、制度間の移動の手続き、氏名変更等決められ事を行なっていたならば、漏れなかった事例も多数あるものと思っていました。 19年6月頃に、マスメディアにより知りました。	記録問題としてのお客様でない方にも、窓口相談時において記録の漏れ等について確認を頂く様に努めました。 社会保険庁における誤りとして多いのは、結果的に、中央における機械化への移行の際の確認漏れ、基礎番号導入時の被保険者側への他手番照会の回収不足であったように思います。 また、(8)に記入した被保険者自身の番号の扱いがおろそかであったこともあろうと思います。
2102	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	専門的な知識を持った人の数が絶対的に不足しています。人の数を単に増やしても効果はありません。経験が豊富な職員が辞めていかないような方策が必要だと思います。	制度設計を行う立場、事務に携わる立場、国民、それぞれの立場の者に想像力、責任が欠如していることにより発生している問題だと思います。ただし、そのなかでも制度を複雑にし、国民にわかりにくくさせていることと、記録管理を軽く捉えて事務を行っていたことは一番問題視されることと思います。 問題の存在については、年金給付の事務にたずさわった時期(平成9年)ころに知りました。	記録を管理する責任を重く捉えて、国民の方にわかりやすく説明を行いながら対応しました。 この問題の反省点としては、加入から支払いまでの一連の流れの中で、ひとつのものごとが、後々にまでその影響をあたえつづけるということについての想像力が欠如していた点が上げられると思います。ひとつの事務処理がその後どのような事態を招くかということについての想像力があれば、その責任の重さを痛感し、責任ある事務処理を行うことにつながると思います。
2103	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		年金機構において、集中的に解決に取り組むため、本省年金局が的確な指示を行い、進捗管理を徹底する。	19年又頃。	
2104	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。		年金制度ごとに「年金手帳記号番号」が異なっており、年金裁定や年金相談等において不便があることは、社会保険庁の職員であれば当然知っていました。そのために、平成9年1月に「基礎年金番号」を導入し、一つの番号に記録を集約しようとしたが、被保険者からの申し出に基づき、手番統合処理を行うこととしていたため、申し出をしてこない方については、当面は複数の番号(基礎年番と手番の両方)を持つことも、庁の職員であれば知らない者はいないと思います。 ただし、これらの方については、「58歳通知」及び「裁定請求書の事前通知(ターンアラウンド)」において、年金加入記録をお知らせし、加入記録に漏れが無いかを確認していただいた上で、年金裁定を行うこととしていたため、その時点で記録は統合されるという認識でした。そのため、これ程大きな問題になるとは思っていませんでした。	基礎年金番号以外に年金手帳記号番号を持っていると思われる方に、お知らせをした結果、800万件位未回答であるということは聞いていました。 また、これらの方々に対し、再度お知らせをするべきということで、予算要求をしようとしたが、費用対効果の関係で実現できなかったと聞いた記憶がある。 いずれにしても、未回答の方については、(8)に記述したとおり、年金裁定前には、58歳通知等により記録の確認をしていただくこととしていたため、記録の漏れが生じることはないという認識でいました。 この考えが甘かったというのが、現時点での反省点です。「お客様は自分の年金なので、記録に漏れがあれば、当然申し出をしてくるだろう」「社会保険事務所も年金裁定の際には、充分に調査をするため、記録の漏れが生じることは無いだろう」との認識でいたため、既裁定者にこれ程の記録漏れが生じているとは思っていませんでした。やはり、基礎年金番号導入時にもっときちんとした対応が必要だったと思います。 年金受給で不利益を被ったお客様には大変申し訳ないというのが偽らざる気持ちです。
2105	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	現在、外注業者や賃金等を雇用して取り組んでいるが、一番大事はのは職員の対応ではないかと思う。事業を縮小して記録整理を最優先としながらも、現場では職員がどんどん削減されるなかで事業所の保険料収納対策、国民年金強制徴収の取り組み、未適用事業所の適用促進、事業所調査など記録整理以外のこともやっている現状である。これでは結局記録整理に専念できていない状況にある。本当に早期に解消するのであればもっともっと事業を縮小して記録整理だけに専念できる状況をつくることが必要と思う。職員も体がもたない。	とても大事な問題で少しでも早く整理が必要と認識している。 平成9年の基礎年金番号が導入されたときに記録の整理ができていない者がでるだろうと思った。	お客様との対応で年金番号を複数もっている者がいれば、できるだけ早期に記録の整理が必要であることを説明した。最終的には本人からの届出が必要であることから、基礎年金番号が重要であることを広める広報が十分ではなかったのではないかと思う。
2106	地方庁	その他(社会保険事務局)	思い当たりません。	基本的に現在の方策(紙台帳との照合等)を着実に進めていくしかないと考えます。地道かもしれませんが、長期的な視点で照合方法を確立し進めるべきだと思います。 また、厚生年金においては、事業主側の責任を明確にし、世間に問うべきだと考えます。	いわゆる「宙に浮いた5000万件」については基礎年金番号制度導入以降、積極的に解決をしていないものであり、不適正なものとは捉えていませんでした。 問題として認識したのは、オンラインに収録されていない記録があることが報道された時です。	相談にこられるお客様に対して、誠意ある対応と調査を意識していました。反省点は社保庁として、お客様への各種通知に誤りがあったり、整理を完了していない状態で送付したりといった手段が反省点だと思います。
2107	地方庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません		年金記録問題の直接の要因となる業務を行う部署に在籍していたことがないので、当時は問題として認識することがありませんでした。 年金記録問題が存在することを知ったのは、この問題が世間で取りざたされた時期に知りました。 ただ、年金記録の管理に関してはよく言われるとおり、請求主義という意識が根底にあり、年金手帳番号はご自身の責任で管理されているもの、仮に年金手帳番号がなくなっても年金請求時に、氏名、生年月日、勤務先などの記憶から記録の統合が可能なものと漠然と考えていました。	前述のとおり、年金請求時に記録を整備すれば問題ないという認識でした。 コンピュータや紙台帳に記録されている年金記録は正しいものという思い込み、ご自身の職歴などを忘れるはずがないという思い込みがありました。 年金記録が見つけられずに、年金受給資格を満たせない人や、年金額が減額となる人のことを考え、常に年金記録を正しく管理しなければならないという意識が足りなかったのだと思います。
2108	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	申立のあったお客様からの1件ずつを地道に調査して回答すること。	お客様の大切な年金記録管理の認識の甘さ。 国民年金の不正免除問題が出始めた頃。	1件ずつ地道に調査する。 お客様の年金記録管理の大切さの認識不足が反省点。
2109	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知りません。	現時点で公表されている全ての対策。	5，000万件が公表された頃。	記録の杜撰な管理。
2110	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	回答ができません。	年金制度は、第二次世界大戦中から始まっており、厚生年金については昭和61年以前は、手作業により仕事をしてきました。 以前の年金番号払出簿には、悪業のため読みずらかったり長年の使用で汚損・毀損となっているものもあります。 厚生年金については、被保険者原票を切り取り本庁に進達しており、非常に入力しずらい物もあったかと思います。地方としては本庁に進達したものについては、コンピューターに入力されているものとの認識であったと思います。 いずれにせよ、今回のマスコミ報道があるまで、私自身は、コンピューターにすべての記録が反映しているものと思っておりました。 また、一人のお客様が、いくつもの年金手帳を持っておられ、以前は重複取消届で処理しておりましたが、私自身は、最高10冊の手帳を一本化したこともあります。今のように国民の方々が年金に関心があればそういったこともなかったかと思いますが、、、	私自身、年金記録問題が表面化したあと、窓口で多くのお客様に対応してまいりました。中には、ご本人の勘違いでありえない国民年金の納入を申し立てられる方も多くおられました。そういった方には、年金番号払出簿(原本)を提示し番号払出の前2年間以前の納入はありえない旨、詳しくお話しできるだけ納得をいただきました。 また、以前の記録が明らかに誤りがあったものについては、その場で修正等行いました。 現時点での反省点としては、コンピューターの記録は正しいものとの認識が強すぎたことがあります。年金の請求時、本人に年金記録を確認していただくわけですが、氏名検索をして出てこない場合、それ以外記録はないとの認識であったと思います。もちろん本人が、記録もれの申立をされれば記録を探しましたが、本人の申立がない場合氏名検索で判明しない物はないのだと思っていたことがあげられます。 現在は、記録問題以降コンピューターに多くの記録が追加され対応しておりますが、年金受給者には、高齢の方も多くすべての方に本来の年金をお支払いすべく頑張りたいと考えております。
2111	地方庁	その他(社会保険事務局)			平成19年頃と記憶しています。	基礎年金番号が導入された時点で、同一人物の照合を 順次進めておくべきだったと思います。 年金請求時に確認できるから…とすぐに処理を すすめなかったことは、 後回しにして放置していたと誤解されてもやむを得ない 気もします。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2112	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	1件1件の照会に対して、念入りに調査し、回答していく他ないと思います。	過去からの事務処理誤り、確認のもれ等人的な要因によるものと、制度・システム等の不備によるものの積み重ねだと思います。 問題であると認識したのは、新聞やテレビ等外からの指摘があった頃からです。	窓口や電話での対応や、特別便、定期便にかかる調査において、いろいろな検索方法で申し立ての記録を見つけるよう努めています。 しかし、現時点でもWMに収録されていない記録も多くあり、検索に時間がかかりすぎる。(マイクロで個票の会社の縦覧点検等) 記録整備が不完全なままでの通知送付は、逆効果(回答までの時間が遅いことへの不満、相違した記録が通知されたことによる不信感)となったところもあると思います。
2113	地方庁	その他(社会保険事務局)	他にはありません。	現在、実施している作業を地道に進めることしか思いつきません。	平成9年、事務所で資格照会業務を担当していたころ、調査の過程でWM上で不備の古い年金記録が多かったとは感じていました。 また、一人でいくつもの年金番号を持つ方などは、年金の裁定請求時にまとめて直すしかないのか、というようなことを考えていました。	記録不備があまりにも膨大な量のため、(8)で回答したように、資格照会を受けて調査をするか、裁定請求時に記録を調査する契機でしか対応できないと考えていました。 その当時から、問題をもっと深刻なものとして考え、組織として対応する提案をするなど、声をあげていくべきだったと反省しています。
2114	地方庁	その他(社会保険事務局)	オンライン化されてからしか業務をしていないので、結果として知ったことだが、「事業所の仮記号」、「事業所記号の2重払出」等があったのでSOLSにきちんと反映していないケースがあることを知った。 社会保険の関係者なら皆さんご存知のことと思います。	お金と時間をかけて、紙の名簿とSOLSの記録を照合していくしかないのでは。	平成6年頃、年金給付課に所属していた時。 転職するたびに年金手帳が交付されているケースに度々遭遇した。 戦前、戦後の紙の名簿と、SOLSの記録に食い違いがあった。(氏名、取得日、報酬) 紙の名簿はあるのにSOLSでは氏名等が「＊＊＊＊」となっている。 平成3年頃、国民年金課に所属していた時。 紙の台帳で管理していた時代の記録で、転居によって旧住所地で納付した記録が、先に移管された台帳に追いつかずに記録漏れとなるケースに度々遭遇した。本人の持っていた領収書を元に補正をおこなった。 未統合・未請求の記録が多数あるのは気がついたが、本人の住所や現在生存しているかが皆目わからない状態で、個人的にはお手上げ状態だった。	当時は申出に基づき根気よく探しつつ、お金と時間をかけて整備(照合)すれば良いのに何で予算を組まないのかと思った。 お金と時間をかけて地道に照合してSOLSの記録を正確なものにしておかないとお客様から申出があっても回答ができない。とりあえず'SOLSの記録を正確に整備すること。
2115	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	ありません。	ねんきん特別便が送付され、事務所は大混雑の状態が続きました。地方の小規模の事務所ではありましたが、相当数の記録統合を行ってきたと思っていましたが、未統合記録の件数が公表されるたびに、まだ少ししか進んでいないことに驚きました。また、厚生年金のマイクロ記録とオンライン記録(氏名、生年月日相違)が多く、氏名検索しても確認できなかった理由がわかりました。短期間で記録照合するのは困難であり地道な突合作業・人員を投入して解決していくしかないと思いました。	事務所においてできることは、お客様の話をよく聞いて時間をかけて過去お勤めされた会社名を思い出したもらうとか、1件でも多くご本人の正しい記録へ結びつくような対応を心がけました。 この問題の反省点として、平成9年に基礎年金番号が導入されたとき、名寄せでご本人あて照会されていますが、事後フォローが当時できていなかったこと。1回のお知らせで終わってしまったことが、比較的若い世代でも番号を2つ持っている原因でないかと思います。 また、昭和20年代に勤務された事業所記録等の不鮮明な記録も多々あり、マイクロ等に収録されている記録の整備が大々的に行われなかったことも一因ではないかと思います。
2116	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			・個人の払った記録記録なので、できる限りの調査をすべきと思う。 ・3～4年前	・誠心誠意丁寧 ・基礎年金番号導入時の対応
2117	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		未統合記録が多数あること、オンライン上に記録が間違って登録されているものが相当数あることは、基礎年金番号制度が始まった頃より承知しておりましたが、いずれ何らかの対策が講じられるものと思っていました。また、最終的には年金請求時にきちんと記録を確認・整備すれば良いと考えておりました。 記録の改ざんについては知りませんでした。	年金請求時にきちんと確認・整備すれば良いと考えておりましたので、特に何かしようとは思いませんでした。現場では日々の業務に追われ、すべて本庁の指示待ちでしたので、「国民の目線で現場から変えてやろう」という業務姿勢とかそれを可能とする仕組みがなかったことが反省点と考えます。
2118	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	まず、相談に来られるお客さまの声に真摯に耳を傾け、1件1件地道に解決していくしかないと考える。 次に、年金記録問題に多くの非常勤職員を投入しているが、非常勤職員では知識や年金記録問題への取り組みへの意識の面で限界もあると考える。ここ数年新規採用者の採用が少ないが、年金機構においてやる気とエネルギーあふれる若者を新規採用し、人材育成する必要がある。	入庁して8年目になるが、まさかこのような大きな問題があるとは思いもしなかった。はじめは、マスコミで大きくとりあげらることに過去から積み重なった問題に、なぜこんなにバッシングされなければならないのかと反発したい気持ちもあったが、相談に来られるお客様の声を聞くことにより組織の一員として1人でも多くかつ早く解決しなければならない問題であると認識するようになった。	とにかく、1件1件地道に解決していくしかないと考える。そのために、とにかく自分の出来得る限りのことを全力でやっております。現時点における反省点は、職員の法令遵守の意識の低さや業務能力の低さであると考えます。
2119	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	単に人をかき集めてやればいいものでもない気がする。 どこにでもいい加減な者はいるので、ヒューマンエラーは発生する。 人が行う限りは、多重のチェックで間違えない方法を 組織的に行うことができているのかが疑問だ。 何事も、時間がない中ですぐに手をつけようとするので みんなが右往左往して、 効率的で確実な作業銅線が確立できていない気がするのだが・・・。	開発課に配属になってから知った。 もともと記録関係の部署に配属されたことがないため、 問題があったことは知らない。	開発に携わるだけでなく、業務部への支援等も行っている。 昔のことなので、「ずさんな管理」がどの程度かは分からないが、 ヒューマンエラーにしては多すぎる誤りの件数だと思う。 一律事務所の責任とはいえない (事業所が手番の確認をしていない等)ものもある中、 すべての責任を押し付けられているような気もするのだが・・・。 規模が大きすぎるのではないか？とも思う。
2120	地方庁	社会保険事務所課長級以上	国民年金被保険者で、10数年以上納付が無い者で納付書送付しても被保険者本人から何の反応も無い場合、市町村に住民票上の住所地確認をした上で被保険者を不在扱いの処理をしていた。結局、不在処理後は被保険者に何の通知も送付しないから無年金者になっていると思われる。	解決は非常に困難と思われます。氏名索引で他所での手番払出での照合をしていると思われるので現時点では解決策が考えられない。	現在の記録問題で標準報酬遡及訂正は担当をしたことが無いので新聞報道などで知った情報である。また、氏名索引・生年月日で本人と思われる記録があったと思われても、本人に記憶が無い場合は放置していた。本人に、事細かく情報を聞き取らなかった。	本人確認が取れなかったというだけで、放置していたとの感が強く今でも反省しています。また、被保険者の氏名・生年月日も固定的にしか検索をしていなかったと思います。もちろん、旧姓は確認をしましたが、生年月日は5年前くらいまでは固定的にしかけんさくしていなかった。現状では特別便で生年月日・氏名の違いを原票、台帳照会(080)を行う中で本人確認をするため、幅広く調査しながら本人確定するよう業務を進めているが、確定できたときはやりがいのある業務
2121	地方庁	その他(社会保険事務局)	一定条件下で厚生年金記録が長くなると受給額が減少するという矛盾した現象を避けるために、あえて統合に至らなかった記録も相当数存在するのではないでしょうか。	年金請求時は、未統合の記録を発見する絶好の機会であり、この機会を逃さないように、窓口職員に対する研修や意識改革を再度徹底する必要があると思われます。	未統合の記録は、年金請求時に統合されるものと認識しており、自分が台帳の転記作業やフォローアップ照会等に従事するまではここまで深刻な問題であると認識していませんでした。	一人にいくつもの年金番号が存在するという制度的な欠点もさることながら、年金請求者に対して親身な対応ができていなかったことが大きな反省点であると思います。
2122	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ない。	計画的に解消することになっているが、しっかりとした体制(人員の確保)を作る事が重要と考える。	社会保険にとっては、当然、整理できている業務であるとの思いがあり、自分にとっても職員としての責任が果たせていない思いがある。これまでの職務においてできるだけのことはしてきたつもりでも、現在の状況を思うと自責の念がある。	今までの経験を生かして早期解消に向けての対応をしていくことを考えた。また、職場でも積極的に対応して全体での取り組みができるよう働きかけた。。問題を問題として考えず、お客様に指摘され初めてその認識に立ってきたところがある。職場内での解消方法が見つからず、避けてきたところがあったのではないかと思う。
2123	地方庁	社会保険事務所課長級以上		特別便の未回答者について、市町村の協力の下戸別訪問し、できる限り解決に向けて努力する。	正しい年金を受給されていないことに対して、大変申し訳なく思う。基礎年金番号導入時の統合の徹底がなされていない。	オンライン稼働終了までほとんど毎日氏名履歴、フォローアップ、旧台帳、記録統合後の再裁定の未提出者への連絡を行った。年金受給者については、第三者による代理手続き(金融機関等)による履歴確認が正確にできなかったことによるものと考える。
2124	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。		払い出された番号が100%統合されているのかは危惧していた。年金記録問題については厚生年金の資格取得届の審査に携わった際に危惧はしていた。実際の件数などは年金記録問題として発覚した後に把握した。	厚生年金の資格を取得する際に、基礎年金番号が記入されていな場合、極力番号の特定をするように努めた。反省点としては、資格取得の際に本人確認を入念におこない、番号の特定をすることが必要である。ただ現状健康保険の取得と同時に処理がされるので、健康保険の加入と、厚生年金の加入とを分けて処理していく必要があると思う。
2125	地方庁	社会保険事務所課長級以上			長期間にわたる記録管理において、管理や保存が非常に悪く、市町村も含め、将来の国民生活を本当に考えていたのかという疑問と過去のずさんなオンライン化対応によるものと考えています。 厚生年金記録もカセット記録とかゼロ記号番号表記など非常に今考えるともう一手間かけれなかったのかという気持ちです。 問題の存在は、国民年金は18年に国民年金担当となり、期間照会に携わってからマイクロと市町村名簿記録の誤差を発見したり、取得年月日と手帳払出時期の相関性を知ってから。	国民年金記録においては、親子・妻・兄弟等同時期払出のものは、本人記録がなくても家族記録を引き出すことにより、本人につながる記載を洗い出し、証拠の発見に努めた。 厚生年金記録は現在記録補正を担当し、旧台帳時代の記号番号に事業所名称がオンライン記録にならず、年金記録を送付しても会社名の表示がなく「厚生年金保険」としか表示しないことが、お客様から見ると「記録漏れ」と判断され、年金記録案内上無駄な期間照会業務の受付につながっており、定期便を今後実施するにあたり、効率的な記録案内ができるよう全ての事業所記録に記号を割り振れるよう手立てが必要と考えます。
2126	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	他業務を縮小し、余剰人員をすべて年金記録問題対策に投入する。又は、年金記録問題だけを切り離し、専門的に対策に当たる機関を設置する。	単純に、基礎年金番号に統合されていない記録が存在するだけと認識していた。その記録自体に誤り等あることを知ったのは、記録問題を対応するようになってからのことで、ここ1年くらい。	過去のマイクロ等にも誤りがあることを念頭に、氏名索引でも通常考えられない読み方でも探すよう努力した。 このような問題についてまず反省すべき点は、組織の"記録"に対する認識の甘さだと思う。そもそも、紙台帳からオンラインに切り替える時などどうして、二重三重のチェックをしなかったのか、基礎年金番号導入時に統合されていない記録があれば、統合できるように確認しなかったのか。後々年金もらう時に一緒にすればいいという考えそのものが、甘かったと思う。確かにコストや労力はかかるけれども、それは最低限必要なことではないかと思う。そういった甘さを良しとする個人、組織の意識の低さを反省すべきである。
2127	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	ありません。	紙・マイクロの台帳記録がWMに全て記録されていない問題と認識。 平成19年に大騒ぎになったときに問題の存在を知った。	現在の業務をこなしながら、この問題を注視してきた。 少ない人数・予算でこの大きな問題に取り組んだため、本来行うべき対応をとられなかったのが反省点。
2128	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	迅速で正確な回答(説明)を行なうために、引き続き集中的な取組みが必要と考えます。 事務所では、来訪者対応と本来事業を遂行することで能力の限界に達しています。人員不足が最大の原因です。 記録照会については、専門的に集中する事務処理センターで効率的に対応できればベストだと思います。紙台帳等の画像検索システムができれば、センター内で、記録補正チームと再裁定チームに分け処理を連携することで、補正後即再裁定の流れが可能となるのではないでしょうか。 いずれにしても、専門知識を有したマンパワーの投入しかないと思いますが。	基礎年金番号制度が導入された際、本人からの申出のみで記録統合処理を止め、未提出者の追跡が不十分であった。 定かではありませんが、かつては、老齢の裁定請求時にご本人の記録を最終的に確認し、正しい記録で年金を支払いすることは可能であるとの判断もあったのでないでしょうか。 その当時に、名寄せによる照会など同一人物の年金記録は完全に統一するような施策を講じるべきであったのではないかと考えます。 また、紙台帳等とオンライン記録の不一致の問題は確認不足が原因であることから過ちを真摯に受け止め迅速に正しい記録にすべきと考えます。	お客様から相談や申出があった際には、あらゆる資料を確認し、補正をしてきました。問題を先送りにせず、直ちに解決させる事が先決だと考えます。 また、年金手帳の得喪記録が備忘録の取扱いでなく、完全な記録として交付して、本人が管理できる仕組みがベストであったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2129	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	報道関係以外は、承知していない。	未統合記録がまだ多く残っていることから、フォローアップを中心に名古屋市方式を参考に市町村の協力を国から求めることによって、情報収集に努めるべきだと考える。 いずれにしても、地道に潰していくしか方策はないものと思われる。	平成9年1月の基礎年金番号導入時において、未統合記録が相当あることは認識していたが、これほどまでの件数とは思いもよらなかった。また、基礎番導入後、過去記録の照会作業を年齢別に段階ごとに実施していたが、回答率がかなり低調であったと認識している。 それ以後、照会作業が完了した段階で、情報の公開により、現状を国民の皆様へ明らかにしていれば、これほどまで混乱することは無かったかもしれない。 現場サイドでは、日々の業務に負われ、今回の記録問題の現状を認識していた職員は少ないのではないか。責任転嫁かもしれないが、庁の業務センターでの対応に疑問は残り、幹部職員が現状を知りつつも隠蔽していたと思わざるを得ない。 私自身は、今回の年金記録問題で5千万件もの記録があったことということを知ったのは、問題発生後においてである。	平成18年において問題発生後、現場は照会等で混乱を極め、18年の夏において愛知で2万件もの照会に対する照会回答票を作成し対応した。被保険者や受給者の皆様の記録が正しく処理されているのが、当然である中で、一人ひとり、丁寧に対応していくしか方策は無いと考え、実行してきました。 過去のことについて反省点は、いろいろと考えられるが、まずもって「年金の記録」に対する職員の認識が希薄であったこと、また、現場サイドではどちらかというと、徴収率、納付率の向上を第一の目標として、事業実施にあたっていたこと、これは決して悪いわけではないが、あまりにも社保庁全体が徴収業務第一主義にあったのではないかと思われる。
2130	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	特別便でかなり解決したと思われるが、まだ手を付けていない手番があるのなら、専門(熟練)の担当者を引き続き投入して対応する。ただし、通常業務に支障が出ないようにすることが大切。	年金記録問題は、いつの頃からの事でしょうか？ 江角マキ子や国会議員の未納問題からでしょうか？ それとも、業務センターに職員も知らされていない年金記録があることが判明した頃でしょうか？ 未納問題の頃は、制度の周知・認識不足が出てしまったと思っていました。 業務センターに職員も知らされていない年金記録があることが判明したときは、驚き、漠然と「大きな問題」と認識していました。 未納問題も、業務センターに職員も知らされていない年金記録があることが判明したときも、テレビ報道で存在を知りました。	未納問題の頃は、「どうしようもない。本人方に時効内で納めてもらうしかない」と思っていました。 業務センターに職員も知らされていない年金記録があることが判明したときは、「やれることは積極的にやろう」と思い臨時業務に対応しました。 どの時点で見た時も、制度の周知や認識不足の点が反省点。(これだけ大きな問題になっていながら、まだ制度を理解しようとする人が少ない。また、これら一連の問題を知らない人もいる。)
2131	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	特にありません。	紙台帳で記録を管理していたため、判読不明な数字や漢字が存在していたことは、その業務に携わった頃(30年前)から分かっていた。また、年金手帳番号を一人で複数払出しているため、全ての記録が本人のものになるかどうか不安はあった。もっと早い時期から時間を掛けて、コンピュータ化されることが望ましかったと思う。	過去から年金記録の関係の業務に携わっていたので、たくさんの方の記録を調査し、貢献したと思っている。今思えば、全体からするとわずかな数かもしれないが、不完全な年金記録があることは間違いないので、不完全な記録の状態で、名寄せをしたり情報の提供をせず[に、時間をかけて、記録をもっと完全な形に整備してから的確に案内すべきではなかったかと思う。
2132	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	今、実施していること以上のことは、わかりません。	国民一人ずつに、どの制度でも共通の番号を付番する。(総背番号制)	非常に重要な問題であると認識している。 マスコミ等の報道で、事の重大さを知った。平成16年頃だったと記憶しています。	一人でも多くの方々の記録を探し出すとの意識で業務に取り組み、また、そのような姿勢で臨んだ。 国の機関として、40年間という長い期間、個人の記録管理を紙台帳で保管していたのだが、もっ
2133	地方庁	社会保険事務所課長級以上	主に医療保険関係の業務が担当だったので、特に存知あげません。。		厚生年金の被保険者自身が、自己の職歴を隠蔽するために故意に年金番号を複数持つことに対して、何ら危機意識を持たなかったことも原因の1つであり、単なる行政側の落ち度ばかりではないとの認識をしています。 昭和60年代、厚生年金の適用担当係員として、資格取得届の受付をするたびに、「本当にこの人は新規？」と思いつつ、かと言って事業所担当者に念押しすることもできず、届けられたままに処理するしかなかったです。	個人から「前職を隠して就職したいのだが・・・」との電話相談をうけたこともあり、その人の就職の妨害をすることもできないので、強いて、年金番号を複数持つことを、とめることはできなかったのが、現場の実情です。 国年・厚年に共通する基礎年金番号をもっと早くに導入していればよかったし、平成9年の基礎年金番号導入時の番号統合の事務処理を、もっと、時間と人力をかけてやっていれば、10年後にこのような事態にはならなかったとも思います。
2134	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に存知あげません。	現時点においても基礎年金番号を2重に払い出されていたりし、年金手番が新たに見つかって再裁定した後、さらにまた新たな記録が見つかったりしています。手番を基番へ統合等し、解消していく作業は根気強い地道な作業が必要かと思いますが、今後、新たに年金に加入する際は、住基ネットと連動し本人特定できるなどできれば、完全ではないにしろ、このようなことは防げるのではないかと思います。	平成12年に国民年金業務課へ配属され、初めて年金実務を経験したとき、国民年金・厚生年金とあってもそれぞれ一つずつの番号なのに、複数持っていることに疑問はありましたが、そのときは、手帳等で確認し、加入時等で統合したり、年金請求時に統合され記録がきちんと整理されてから年金裁定を行うものだと信じていたので、正直さほど重要な問題と認識していませんでした。 ただ、実際年金記録問題が起こりはじめたころ、年金給付課に配属になり、裁定後に記録が判明し、再裁定をする件数の多さに驚愕いたしました。すでにお亡くなりになられて本来うけるべき給付を、ご存命中に受けられず、遺族のかたにうけていただくという、本来転倒なこの事態だと	年金請求時に窓口にて被保険者に記録を確認してもらうのは当然のことですが、本人がその記録で間違いないといわれても、それ以外に手番等判明したときには、必ず確認してもらうように対応しました。 ただ、現時点でもこの確認がきちんとできていないのではないかと危惧します。
2135	地方庁	社会保険事務所課長級以上	以前、年金記録を調査する担当についたことがありますが、これまでに苦労して記録を見つけたケースをいくつか記入してみます。 ①マイクロフィルムに収録されている台帳上の生年月日と080画面で収録されている生年月日の相違。(同じ様なケースとしては、事業所記号相違や性別相違、ひどいものは収録事務所の統一事務所コード違い等) ②厚生年金保険が導入されている以前から健康保険適用事業所となっている事業所において、一度払い出されている被保険者番号が再度払い出しされているケース。 ③適用事業所として登録されていたと思われる記載があるが、厚生年金番号払出し簿でも旧台帳も確認できないケース。 ④既裁定分で多いのが、事業所記号が収録されていないケースがあるが、先頭記録以外の被保険者記録がどこの事業所記録なのか確認できないため、旧台帳確認依頼しても確認できない場合に収録済であること(無い場合も同様)説明ができない。 ⑤船員保険に至っては、途中まで年金手帳番号が無く、船員も船舶名が通常使用されていたため船主すら分からない場合など、手がかりが無く調査できないケースも少なくありません。 ⑥外国人適用の際の氏名登録について、現地読みか日本語読みかで全く索引できないケースが増えてきました。	自庁も自庁以外の加入記録も080による検索により調査可能になった分、その検索に頼りがちになり基本確認を行わなくなっていると思います。 逆に、回答までのスピードアップが図られるようになりましたが、ヒューマンエラーにより上記誤りがある場合「記録が無い」回答が増えているだけであり、時間をかけて台帳を一枚一枚探していくと見つかるケースが少なくありません。 問題は、どこまでの作業を行って回答するのかということだと思います。 「全面解決」を図るためには、現在残っている記録が全て一部誤りがある可能性に立ちマンパワーを使いながらマイクロを一枚一枚探していくか、新たなシステム改善が必要だと思います。 ①カセットに収録されている全記録を表示する。 ②現在、統一事務所コードごとしか検索できないシステムを、全国(せめて県単位)一括で表示できるようにする。本人の記憶違いや事務所分割時の誤り等に対応するため。 スピード感と費用対効果を考えた場合、どちらが優れているのか良く分かりません。 上記⑥については、外国人登録証等の番号を同時に記録するなどしておかないと、同じ読み方で登録されている別人の記録を統合したり記録を発見できなかったりすると思います。		現在と違い、当時は、生年月日もまるめられ氏名も革書で台帳が記載されるなど、年金加入記録を確実に長期保存し、給付をする際には確実に支給するという意識が無かったのかもしれないと思えるほどひどい状態ですから、当時の記録を探して欲しい方にとって全面解決は難しいと思います。 今後、同じような誤りを無くす必要がありますが、外国人適用については同じような誤りを起こす危険性が高いと思います。 社会保障協定を締結する国が増えてきているため、早いうちに他省庁との連携を前提とした対策を講じなければ、国際問題に発展しかねないと思います。
2136	地方庁	社会保険事務所課長級以上		とくべつ便や定期便等の回答に対し、できるだけ早急に調査を行い、全ての加入者の記録が適正になるよう全職員で対応すべき。	主なものは統合されていない年金記録が多数存在すること。またそのことにより適正な給付が受けられず不利益を被る方がいること。記録問題をはっきり認識するようになったのは、数年前から。	多くの方に適正な年金を受けていただくため、特別便照会など記録調査に力を入れたつもり。長い年月の間に積み重なった問題であるため、この短期間で解決することが難しくなってしまった。もっと早いの時期に整理をすべきであった。
2137	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	国民総背番号または住基ネットなどの番号で記録管理をするとよいと考えます。	1人で幾つもの年金番号を持っている可能性があるのは知っていましたが、裁定請求時には統合されるので問題認識していませんでしたが、5000万件と知ったときには驚愕しました。	一つでも多く基礎年金番号に統合されるように、お客様の立場にたって考え応対するよう心がけています。反省点としては、社会保険庁も事業主も被保険者にも共通して思うことは徹底して年金番号を払い出さないようにする努力に欠けていたと考えます。
2138	地方庁	その他(社会保険事務所)		地道に確実に職員一丸となり、最優先課題として取り組むと共に、今後このような問題が二度と起こらないよう、法令、マニュアル等を遵守していく。	制度上のみならず、職員一人ひとりの法令順守の意識が不十分であったことが要因となった問題。マスコミ報道等で知りました。	記録問題の解決を最優先課題として取り組むと共にマニュアル、法令順守の意識を常に持ち、二度とこのような問題が起こらないように対応してきました。 反省点として、法令、マニュアル遵守の意識や国民の大切な記録を取り扱っているという意識が欠けていたことがあげられる。国民の立場に立って、マニュアル、法令遵守の意識を忘れずに業務に取り組んでいくことが重要だと思います。
2139	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	未回答の方への再度のアプローチ	昭和20年代の記録が、こんなに大量に別手番で存在しているとは思わなかった。 宙に浮いた記録が5000万件あるとマスコミ報道された時にはじめて知った。	請求主義という考え方を早く改めるべきだった。 オンライン化の完成が遅かった。 完成と同時に記録整備を進めるべきだったと思います。
2140	地方庁	社会保険事務所課長級以上	年金記録問題に含まれないかもしれないが 年金未加入期間であっても、生活保護法による生活扶助を受けていたことがある場合、遡及して国民年金第1号(又は強制加入)被保険者期間とした上で、法定免除該当となり、老齢年金受給権に結びつくことがあると考えられる。 かつて、市町村にあっては、生活扶助を受給していた者を対象に国民年金加入記録と照合をしていたところもあるが、当該市町村に住民票を置かずに生活扶助を受給していた者についてまでは、調査することができなかったとの思われる。 これら住民票を置かない市町村にて、生活扶助を受給していた者は、届出をすれば、法定免除に該当する期間がありながら年金未加入(又は未納)期間となっている者があると考えられる。	市町村において、生活扶助の受給者の記録がどれだけの期間保存されているかは、不明であるが、市町村からその情報の提供を受け、年金加入者記録の氏名・生年月日と突合すれば、ある程度、判明するものと考える。	基礎年金番号に統合されていない年金手帳の記号番号が、多数存在することは、平成9年から承知していたし、このことは、社会保険庁(本庁、地方を問わず)の職員すべてが認識していたことであると思う。この問題については、年数が必要であり、徐々に解決されるべき問題と認識していた。 宙に浮いた5千万件の年金記録と報道され、世間の耳目を集めたが、5千万件の記録のすべてが給付につながらないというような不正確な認識が広まるのではないかと危惧した。	基礎年金番号に統合されるべき手帳記号番号については、1件でも多く、統合するべく業務を進めることが当然であるし、被保険者の方のためにこの問題を解決するよう努めてきたつもりである。 一方で、社会保険庁は平成8年まで年金手帳の記号番号をもとに、正確な年金給付を長年にわたり行ってきた訳であるから、このことを説明し、冷静な対応と理解を求めることも必要なことである。国民の年金に対する関心が高くなったことは、良いことであるが、必要以上に不安を煽ることは、国民にとっても不利益になると考えるからである。
2141	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	粘り強く記録照合を進める。	年金記録は基本的に正しいものという認識でいました。近年、記録不備が取り上げられ大きな反響があったため問題を認識しました。	正しい本人記録となるよう、正確な記録照合に努めました。記録を管理する者の心構えの大切さを再認識しました。
2142	地方庁	その他(社会保険事務所)		国の財政状況は厳しいとは存じますが、人・物・金を十分に供給していただくことが、現実的に現時点で取りうる方策だと考えます。	日本に公的年金制度を導入しようとした昭和10年代には、公的年金制度が複数創設され、かつ、被保険者一人ずつの各公的年金加入歴について将来的に国が一元的に管理できるようにすべきだとの考え方は無いに等しかったと思えます。しかし、結果的には複数の公的年金制度が次々と創設され、事業運営方法についても各制度ごとに独自に展開されました。その結果、同一人についての年金記録が複数存在するに至りました。とりわけ各制度ごとの被保険者住所情報の取扱われ方がそのものも異なっていたことが、行政側からだけでは同一人の複数記録を同一人であると判断できなくなった最大の要因だったと思います。いわば年金記録問題発生の一番の要因は制度設計のあり方だったと思います。(他の要因としては、行政組織内での情報共有が不十分だったこと、ずさんな記録管理がなされていた事務執行体制があったこと、等が挙げられます。)私が問題が存在することを知ったのは世間で年金記録問題が大きく取り沙汰される	(年金記録問題を知ったのが、既に世間で大きな反響が出始めた頃だったので)現実問題として、私に出来ることは限られていました。目の前の照会案件を一件ずつ対応していくことだけで精一杯でした。現時点でみると、(行政側で問題回避努力出来たと思える部分での)最大の反省点としては、適切な記録管理を行える人材育成が不十分だったことだと考えます。
2143	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	現在とられている方策以上のものを思いつかない。	基礎年金番号に登録されていない年金手帳記号番号については、年金の請求時には、解消されると考えていました。解消されていない件数が、非常に多いと知った時(平成19年)には、国民の皆様にとって非常に大きな問題だと思いました。	ねんきん特別便・ねんきん定期便による国民の皆様からの照会に対して、真摯に迅速に対応したいと考えました。もっと早期にねんきん定期便のような仕組みができていたのではないかと考えます。
2144	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		最優先課題として捉え、経常業務より優先度をあげて取り組むべきと考える	在職前から問題の存在は知っていたが、そのときは外部の人間であったため、古い記録等、一部的な問題と思っていた。	潜在的に発生する可能性があったことは、解かっていたはずであるが、だれも声を大にして、言えなかった環境が残念だと思われる。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2145	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	1. 国民年金の保険料を当時納付していたとして、地方第三者委員会へ申立をしている者の中に、年金の加入手続きをした時期を推定して見れば、その時点において、既に保険料を納められない者も含まれている。 また、自分で担当していたことを思い出せば、「保険料を納付することが困難であるとして、世帯主分だけは納めるが、他の家族分は未納にするとか、親が納める時に、家族全員分は納付困難なため、自分たちの分(納めている両親分)と長男分は納めるが、残りの者については未納にする」という事例はあった。 しかし、地方第三者委員会においては、配偶者が納めていれば、又は他の兄弟分等が納まっていれば、「納付していたであろう」と判断するということになっている。また、短期間のみの未納期間については、「納まっていないのは可笑しい」と判断される訳であるが、殆ど納付している者であっても、「一部分の納付忘れ、納付漏れ」は多々あったことである。今更、調べる方法はないが、納得しがたい面も多い。 2. 厚生年金保険の加入期間調査については、勤務していた事業所名を忘れていたり、勤務していたとき生年月日を偽っていたり、勤務していた事業所名と適用事業所の名称が違っていたりとか、記録の解明を煩雑化している。	少しでも業務に精通した者が、時間をかけて調査をしなければ、より正確に解決できない様に思える。しかし、何時までも時間をかけるわけに行かないことから、「どれだけ広い場所に、どれだけ機械操作を出来る人を集めて出来るか」ではないかと思われます。	「あなたが在籍していた(している)とき」とは、どの時点を指しているのか良く分かりませんが、このような記録の不備があることは知らなかった。 存在を知ったのは、「氏名なし被保険者記録の補正」が始まってからである。 自分は、国民年金の業務に在籍した期間が殆どであるため、厚生年金保険の被保険者記録が、こんなに違っていることに驚いた。	自分では、厚生年金保険の記録補正等経験したことはなかったが、殆ど毎日、氏名無記録補正の解消に取り組んだ。 当時のことは良く分かりませんが、殆どの記録において業務センターでの、記録入力が誤っていたのではないかと思われる。業務センターは、業務センターで、時間も人も予算もない中で、如何にして処理をするか対応したと思われる。 また、当時は機械化がされていないこともあると思うが、年金裁定時の記録を確認するのが不十分であったのではないかと思われる。(受給権者本人が加入記録の申立をしなかったもの、申立をしても記録が無いと簡単に簡単に片づけされたものが多かったのではないか) 裏を返せば、それだけ自分自身の年金に「無関心」であった者が多かったのではないかと思う。
2146	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上				人的体制を見直し、そこに集中していく勇気が必要と考えます。
2147	地方庁	社会保険事務所課長級以上			基礎年金番号導入前の記録管理の問題。それぞれの制度で手番管理という制度上の問題もあるが、一人でいくつもの手番を持った場合の疑重複チェックがない等、さまざまな面での管理のせさが原因。それを認識したのは基番導入後。	最終的に年金請求時にすべて整理されると認識していた。この認識自体が今考えると反省すべき点であると考える。
2148	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	人手を増やすこと(ただし、経験・能力のある人に限る)未経験者を採用すると研修等時間がかかる。慣れるまでの間は職員がフォローしなければならず通常業務に影響が出てくる。数合わせだけの素人の採用は絶対にやめてもらいたい。	記録問題とは、手番未統合処理の問題と考えていた。平成12年に採用されたが、そのときより業務センターから対象者への番号調査の通知が送られているのを憶えているので、そのときからだと思う。もちろん今のような、マスコミが大騒ぎするような問題とは認識はしていなかった。	毎年のように法律改正(私が採用された後でも、市町村よりの収納業務移管、総報酬制導入、マクロ経済スライド導入、離婚分割等)があり、また慢性的な人手不足の社会保険の職場において通常業務を処理することで精一杯であり自主的にこの問題に対して何かしようとは考えなかった。 平成9年の基礎年金番号導入の際にしっかりと広報を行い、手番統合処理をきちんとしていれば年金問題の7~8割がたは解決できていたはずである。(基礎番導入に対しテレビ・新聞等で広報を行ったのでしょうか?私は見たことがありません)。また個人の記録を管理する上で紙台帳にふりがながないのも大きな問題である。今では漢字検索によりある程度見つけることは出来るが過去の厚生年金番号においてはカナしかないものもあり漢字検索は不可能である。特に沖縄県においては本土とは違う特殊な読み方の名前もあり、きちんと振り仮名をしていないと見つけ出すことは難しい(もちろん氏名検索だけではないろんな方法で見つけ出すアプローチはしますが時間がかかる)。年金は全国民にかかわる問題にもかかわらず、国民のコンセンサスがな
2149	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2150	地方庁	その他(社会保険事務局)	私も30年ほどお世話になっていますが、報道により初めて知ったことがありました。今は、その他にはありません。	現時点では考えられることをほとんど実施されているので、具体的には分からないが、一部の市町村では率先して独自の対策をされているところがあると聞いています。やはり、市町村の協力が必要ではないかと思います。	私個人としては国民年金担当が長かったので国民年金関係でお答えしたいと思います。 小さい事務所では2年に1回づつは市町村の名簿と社会保険事務所の台帳を突合しておりほとんど間違いはないと思っていました。しかし、大規模の市を管轄する事務所では照合していないケースも多いため心配はしていました。 また、オンラインの切替時に庁からの情報と事務所の台帳を突合していったのですが、その時は職員はみんな必死で読み合わせ等も行いながら実施してきました。その中で心配していたのは、「台帳は廃棄していい」でした。職員はみんな必死で一生懸命切替作業にあたりましたが、やはり「万が一」のことを考え「残しておいたほうがいいんじゃないか」という意見が多かったように思えます。 今となっては残念でなりません。 ただ、その時はほとんど間違いないように頑張って行いましたのでこういうことがあるとは思いませんでした。	私個人の意見としては、職員は一生懸命必死で切替作業に当たっていましたので、決して今報道されているような「いいかげんな仕事」とは思っていません。 その証拠にほとんどの職員が「万が一のために台帳は残しておいたほうがいい」と思っていました。 ただ、今思うと、「仕事だから」という気持ちで行っていたのがほとんどで、これが、「お一人お一人が苦しい中、1か月づつこつこつと納付された保険料の記録だ。きちんとオンライン化しなくてはならない。」という気持ちで行った職員は私も含めていなかったと思います。
2151	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない。	顧番にひとつひとつ片付けるしかない。	質問が抽象的過ぎて答えようがない。	少しでも業務を遅延なくおこなう為に、土日休日返上で業務をしてきたので個人的に反省すべき点はない。 制度の複雑さと職員の知識、スキル不足が原因。 知識が無ければミスにすら気付けない。
2152	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上		現在、年金記録問題の解決に向けて、土日も休まず残業を行いながら一日でも早く記録を探してご本人に回答を差し上げたいとやっていますが、職場の中で圧倒的に経験者が不足をしていることです。 紙台帳等の電子画像化を行っていますが機械的なものは限界があると考えます。 やはり過去の記録を見つけ出すことですから、何よりも経験者をどこまで投入することができる	手帳の重複取り消しの多さだったと思います。 これだけの人が、番号を複数払いだされているわけですから、年金の裁定請求時に全てが判明されるとは思いませんでした。 平成7年当時、年金給付課に在籍をしていたときです。	平成9年の基礎年金番号が導入をされた時に、もっと他の年金手帳番号の統合を行うべきではなかったでしょうか。
2153	地方庁	社会保険事務所課長級以上	・昭和36年3月以前に国民年金保険料の納付がなかったこと。 ・国民年金の加入可能年数について ・基礎年金番号が付番されるまでの間、厚生年金、国民年金の手帳番号が別に管理されていたこと。	・大々的な広報	・年金裁定請求時に、本人からの聞取り及び説明により、そのほとんどが解決するものと認識していた。また、紙台帳からオンライン記録への切替も、ある程度うまく行っているものと認識していた。 ・ご本人が国民年金保険料の領収書等を所持し、その記録がオンライン記録に反映されていなかったとき。(平成17年頃)また、このような大きな問題になることを認識したのは、平成19年5	・国民年金保険料の領収書を所持していた場合について、オンライン記録を修正を行った。 ・過去の記録管理が不十分であったこと。特に、紙台帳等の全てがマイクロ化されていなかったこと。
2154	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	特になし。	一件一件調査をし、解決していく。	解決に時間がかかる問題である。 数年前。	事実確認が正確にできていない。
2155	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	解決できない問題だと思います。 今後年金業務を担う私たちにとってもそうですし、国にとっても一生付きまとう問題だと思います。とれる方策としては一件一件あたっていくしかないと考えます。	平成19年5月にこの問題が報道で大きく取り上げられるまでは、私はお客様の記録を預かっている立場なのだという認識に乏しかったと思います。	年金記録問題も然りですが、私は平成18年6月から約3年半にわたって国民年金業務を担当する一員として仕事をしてきた中で、お客様の立場に立って仕事をする意識が培われたと思います。 初めはそのような意識に乏しいことすら気づいていなかったというのが正直な所で、窓口や電話での応対を重ねていく中で、お客様からお叱りをいただいたことが糧になっていると思います。 私に限らず、おそらく組織として、これまでお客様の立場に立って仕事に取り組む姿勢が欠如し
2156	地方庁	社会保険事務所課長級以上			平成19年です。	ご本人の記録はすべて年金として受け取れる制度がいいと痛感しながら対応してきた。
2157	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	今後2年の間に問題解決を迫られていることから、やはり記録問題に従事する人員の増を図ることだと考えます。	年金請求時に加入記録を確認する際の徹底がなされていなかったものと思料します。	WMに登録された記録のみを回答とすることなく、申出者の状況によって、決め細やかな対応を行おうと考えます。
2158	地方庁	社会保険事務所課長級以上	私は知りません。	一人ひとりの年金記録の照会に対して、全力で解明に努めることが大切であり、それが、被保険者や受給者の皆様から私どもに対してに信頼の回復につながると思います。	マスコミ報道からの認識に自分自身驚いたという印象です。	組織を挙げて、時間をかけてこの問題の原因究明と、事故防止の検討と実施が必要。対応については、自身の時間の許す限り一人ひとりの年金記録の照会に対して、全力で解明に努めることが大切であると考えます。
2159	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	記録が判明した受給者の年金の再裁定をもっと速やかにすること。	従来の方針であった、年金の請求時に記録を確認するとの考えかたに疑問を感じてはいなかった。	庁としての対応に取り組むこと。具体的には年金相談の対応に取り組むこと。 先に記載したように、年金請求時に記録確認が庁としての常識と考えていたことが、反省点。
2160	地方庁	その他(社会保険事務局)	公表されているもののほかには特に知っているものはありません。	先ずは法令遵守。後はシステムでの記録の管理をしっかりすれば良いと思います。	宙に浮いた年金記録に関しては、偽名での届出なども昔はあったでしょうから本人から申し出が無い限り人物を特定し記録を結びつけるのは困難な作業と思われます。また、戦時中など被保険者の記録を紙台帳で管理記録していた部分では、紙台帳の劣化など心配な面も感じておりました。ですが、できる限り結びつけたいと思っております。	記録管理についてはデータの保存等こまめに手を打っていれば良かったのではないかと思っております。
2161	地方庁	その他(社会保険事務所)		現行どおり、出来るだけ多くの人数で対応、また、市町村に協力してもらう	これほどまでとは思わなかった。ただ、国民年金の台帳(マイクロ)を特殊記録有の被保険者分しか保存していないことは、将来問題になると思った。	国民年金については、市町村の協力を得て、また、元職員の協力を得るなどして出来るだけ早く解決する。
2162	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金制度の根幹を揺るがす大問題と認識。 平成19年4月に採用となり、1月程度で知った。	組織の一員として、世間への謝罪がもっとも重要であると考えていた点と被保険者からの問い合わせに対しては親身に応対し、組織自体の信頼を少しでも回復することが重要であると考えていた。 反省点としては度重なる制度改正、それに対応しきれていない職員。ずさんなシステム管理が問
2163	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません		基礎年金番号導入時に統合されない記録があるということは聞いていたが、いずれ年金裁定時に本人の職歴申立て等により統合されるものと認識していましたが、今日問題となっているシステム化の際の不正確なデータの移行や保険料の納付記録が台帳に記録されていないといった事象等については、平成19年の記録問題が国会等で議論されるようになってから知りました。	年金記録は、将来の年金給付に直結する個人にとって大事なものであり、事業主等からの適用届出等適正に行われることはいうまでもなく、それ以上に社会保険庁は、そのデータの正確性の保持・管理に労力を傾注すべきであったと思います。当たり前のことができていなかったことにとても恥ずかしさを感じます。また、保険料の納付記録が台帳に記載されていなといった事象は個々のケースにおいて原因がよくわかりませんが、システム化の際の不備データについては、少なくとも組織として体制を整え確認を念入りにしっかりと行うべきであったと思います。
2164	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	入と物と金を増やせばある程度は件数を減らすことは出来ると思うが ダミー会社、ダミー社員、詐称等、記録問題についての今までの経緯を考える と、物理的に考えて全てが解決できるとは思えない。	報道があるまであまり深く認識していなかった。	国民の記録を管理していることの自覚を重く受け止めて、真摯に記録問題に 対応した。 この問題については記録を管理しているという社会保険庁の意識の弱さ と犯罪等につけいれられやすいシステム等整備の弱さ、国民の全てが役所 に任せておけばよいといった安易な考えが今回の問題の反省点だと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2165	地方庁	その他(社会保険事務局)				
2166	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	過去の加入記録に関しては、ねんきん特別便、ねんきん定期便に係る記録調査を迅速に行うことだけと考えています。 また、今後の加入記録に関しては「年金通帳」の導入も効果があると考えます。	オンラインシステム導入直前の厚生年金の適用を担当していた昭和61年当時、複数の番号をお持ちのお客様が多く存在することに驚きはありました。中には事業所へ過去の職歴を明かさないままお勤めされるお客様もいらっしゃるようで、資格取得届提出時の確認により行政側の努力で防げるケースと、防げないものが存在していたと認識しています。	厚生年金の資格取得届提出時に、20歳以上の方が新規で資格取得されるとの届出があった際は、過去に厚生年金に加入したことがないか事業所の担当者へ確認は行っていました。 国民年金に関しては、社保と市町村が別々の媒体により記録管理を行ってきたことが問題であったと考えます。 また、国民年金法施行時に現在の基礎年金番号のように他制度に加入しても同一の番号を使用していればよかったのではと考えます。
2167	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません。		「解決しなければならない問題」と認識。	こつこつ説明する。
2168	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	お客様からの記録照会等に対して、1件ずつ迅速・正確・丁寧に調査を行い、回答を行うことしかないかと思います。	WM上に相違した氏名で収録されている記録があることは、平成13年4月の入庁以降、認識していましたが、今回の記録問題が発生するまでは、5000万件ものそういった記録があることは知りませんでした。	お客様からの記録照会時には、WM上で氏名等が相違して収録されている記録があることを意識して、丁寧に調査を行ってきました。しかし、組織として機械上、そういった相違した記録があることを本庁等に現場の意見として積極的に挙げるべきだったと思います。
2169	地方庁	その他(社会保険事務所)			事務処理を完結させるにあたって、「なぜこの作業を行い、仮に間違えれば誰に影響が及ぶのか」という目的意識がはっきりしない教育を職員に行ってきたつけであると考えます。 採用されて6年目ですので、過去の記録の不備については、報道を通してしか認識できませんでした。	起承転結の明確な教育を職員に施すこと、その積み重ねと思います。 人材育成の観点から、地方庁、本庁(来年以降は機構)及び厚生労働省との人事交流を増やすべきだと思います。
2170	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2171	地方庁	その他(社会保険事務所)	わからない。		『保険料を支払っていたのに記録が無い』ということは、ありえないと思っていた。(あったとしても、事業主の提出もれなどの過失であろうと)。 報道されるまでは、まったくわからなかった。	とにかく適正な処理をこころがけるようにした。また、定期便等はじまる前から、年に一度は事業主または被保険者に、個人別標準報酬の登録状況を通知する方が良いと機会があれば言ってきた。(決定通知書発行以前は、副として事業主が記入した届書に確認印を押して交付していた。したがって、当所で誤入力があっても、事業主は毎月の保険料の金額での正否しかわからないので。) 反省点としては、 ①3年(以前は2年)で届書原義を破棄していたが、せめて取得、喪失、報酬改定のものだけでも保存しておくべきだった。 ②厚生年金被保険者の住所登録をしておけばよかった。(平成9年以前は登録無し)。 ③平成9年以前、「すぐに保険証がほしい」といわれ、手書の記載の無い取得届を安易に処理していたこと。(後で重複取消届を提出するように促はしていたが。) ④個人別被保険者の登録状況(取得・喪失・報酬)を年に一度は、事業主あてに交付していれば
2172	地方庁	社会保険事務所課長級以上		精通した者を集めて処理を行う。		
2173	地方庁	その他(社会保険事務所)	1. 脱退手当金の期限経過の処理について [redacted]隔地払を担当していた頃は、管内に百貨店が3店あり脱退手当金の最盛期でした。 当時は、送金払が「ほとんどで郵便局送金はもちろん銀行送金も主流でした。 [redacted]件数はもちろん減少して振込払がほとんどでしたが逆に1年経過分が目立つようになり低迷銭送を案内していましたが、京橋当時に「支給取消通知書」を給付課経由で社会保険庁業務第一課あて進達していたか不安でした。 実際に被保険者が受領していないのに記録には、支給済になっているケースが多数あると思います。	1.被保険者からの申し立てに基づき復活すべきと思います。 もちろん被保険者の勘違いが多数で判断は非常にむずかしいと思いましが。	1.国民年金の場合は全くわかりませんが、厚生年金の場合は記録が消えてしまうのではなく被保険者証を多数所持しているケースが多かったので統合すれば解決すると思っていました。 1.平成19年頃?	1.放収課計算・収納係長で人員が減らせれるなか積極的に応援しようと思い実際に実行しましたし現在も実行中です。 1.昭和43年4月に採用されたときは、機械化(さん孔)準備中でした。 ・氏名にフリガナをつける依頼を事業主に依頼しても回答がなく期限までに時間がないため上司から適当にと支持があったことが思い出され1つの原因だと思います。 ・事故リストも喪失被保険者については、住所が登録されていないので連絡がとれず又、生年月日も特に女性の場合は採用されるために若く届ける場合が多かったのでほとんどが「調査不能」でした。 1.今思えば報道のとおりかもしれがせんが、当時は民間でも変わらないと思います。 1.今回のアンケートとは異なりますが、記録問題の解決に全力を挙げるのはもちろんですが、民間で言う「魅力ある商品」は極端ですが1ヶ月でも被保険者期間があれば支給することです。合算対象期間等複雑すぎる年金制度だと思います。 窓口対応が民間の銀行、コンビニ等みたいになっても問題は中身です。 1.残り3ヶ月ですが、今までの26年間と同じように「月月火水木金金」で前業/午前/午後/残業でがんばります。何で平成22年1月3日(日)に出勤してはダメなのかわかりません。社会保険庁の有資格者の方々及び民間から採用される皆様には、出先の出先の出先の第一線の年金相談室/お客様相談室で何日も応対してもらいたいです。 42年勤務することになりますが、同じ課、係が多かったです。偏った人事になるのはゴールがちかすぎるからです。同期は、数人しかいません。東京の場合は幹部職試験があったので天下りすこしでも早く解決できるように努力し対応。
2174	地方庁	社会保険事務所課長級以上		職員が意識を持って、地道に一つ一つ解決していくしかないと思います。	昭和の時代より長年の事務処理の積み重なった問題と認識。問題の存在を知ったのは報道されるようになってからです。	
2175	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金保険料においては、一般保険料は納付期限から二年、免除期間については、十年、付加保険料については、翌月末と法により、支払い可能な期限があり、その期限を過ぎれば支払うことは、できません。お客様によっては、余分にお金を支払ってもよいから、期限を過ぎた保険料を支払いたいと言うお客様もいますし、あと少し支払えたら年金受給権に結びつくのに受給権まで届かない場合もあり、せっかく納付意思がありながら、支払えず申し訳ない気持ちになることもあります。あと、窓口等で年金の広報パンフレット等が法律用語が多くわかりづらいと言われたり	保険料の支払い期限については、法改正以外は支払い不可能かと思います。パンフレット等の広報においては、できるだけわかりやすい言葉を使うとか法律用語の解説等工夫が必要かと思います。	今までの業務の進め方や職員の認識不足に問題があったと考えられ、一般に国民の皆様にもっとわかりやすく丁寧に説明するべきだと感じました。平成17年頃から問題を知ったと思います。	当たり前のことですが、一人ずつお客様に丁寧に説明し、お客様が納得し、疑問が残らないように時間をかけています。職員の知識のレベルアップ意識改革が必要と考えます。
2176	地方庁	その他(社会保険事務所)	思い当たらない。	人員増によるスピード化及びより細やかな対応。	あってはならないことで、何よりも優先して解決すべき事案として認識。 マスコミ等で騒がれだしてから。	少しでも、不信感を払拭できるよう、迅速、的確な対応及び事務処理。またそれに必要な知識の習得。
2177	地方庁	その他(社会保険事務所)			大変な問題であると考えていた。	しかし、明らかに本人特定が困難な台帳があると思われることから、全ての記録の解決は無理と思われるが、できることをやりつくすしかないと考える。
2178	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2179	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	社会保険に携わる全職員、現役職員、退職したOB等による知識や市町村の協力によって、解決を図る。	年金請求手続き時に本人に職歴、納付履歴等確認して、支給手続きを行っている思っていたので、件数が膨大であることはここ数年のマスコミ報道によって知りました。 問題性の認識については、国民の皆様の年金支給に直結することより、非常に深刻な問題と思いました。	割り当てられた案件に対し、速やかにこなしていくとともに、日々の業務より優先して、対応していきました。 年金請求手続き時に職員が受給者本人の立場、被保険者の立場になって、年金記録の管理が適切かどうか、真剣に考えていなかった、また、基礎年金番号導入時のあり方等も反省しなくてはいけないのかと思います。
2180	地方庁	その他(社会保険事務所)			[redacted]当時の私の考えでは申請主義的だったと認識しています。自分の財産は自分で守る「自律」的な考えで、将来の年金に繋がる自分の保険記録は被保険者の皆様方で意識していただくものと思っておりました。 当時の考えでは、「自律」の精神は日本の社会の常識と考えていたからです。 しかし、平成16年頃あたりからマスコミ報道で、被保険者の皆様が自律の精神で届出をしていても、私どもが誤って記録していた事例を数多く紹介され問題が存在することを知った次第です。	当方の記録に問題があるのではないかと常に考えて、真摯に受け止めて被保険者の皆様の声を聞く精神を取っていました。 また、社会常識である自律の精神を、誤って記録したことにより根底から揺さぶったことは深い反省点と考えています。
2181	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	一人一人の記録を丁寧に確実に確認していくことが大切だと思います。 今のようにいついつまでにすべてを処理してしまえというやり方では、結局、後々、2重3重のミスが判明して、一層信頼を失うことになってしまうのではないかと思います。	年金相談などをしているときに、時々、氏名が入ってない記録などが出てくることがあったが、それはごく少ない例だと思っていたので、これほど大益の不完全な記録のものがあるとは思ってなかったです。マスコミで取り上げられるようになってから、大変な問題だと認識しました。	窓口では、一人一人の方のお話をじっくり誠実に聞くことを心がけ、ご本人に納得してもらえるよう努力しました。組織として、年金の記録の重要性の認識がかけていたのではないかと思います。
2182	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2183	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道されている以外には、わかりません。	現時点で行っている、方法を行っていくことが解決に向けて大切だと思います。	大変、重大な問題だということは、当初より認識しており、他の仕事よりも最優先すべき事項だと思っておりました。 新聞報道にて、初めて知りました。	お一人お一人のお客様の、ご心配を払拭すべく丁寧に説明を行って対応をいたしました。 記録問題当初は、その方法以外に取り組みとしてなかったと思われます。
2184	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	とにかく期間照会などお客様から提出されている申出書を早急に回答を行うことと思います。	年金問題を認識したのはマスコミで取りざたされたときで、その当時、社会保険事務所に勤務していましたので大変大きな問題と考えていました。しかし、あくまでも社会保険事務所の問題でもあり、早期解決を考えて仕事に取り組んできました。	お客様に対して、疑問等があれば真剣にお答えするよう努めてきました。しかし、お客様から提出される申出書が大益なため、早期回答ができていなかったことが反省としてあげられます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2185	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	他の問題点は特に存じません。	今後予定されている、突合作業等に取り組む以外はないと思います。	基礎年金番号に未統合の記録がたくさんあるのを、整理統合すべき問題と認識しておりました。 基礎年金番号ができた平成9年です。	基礎年金番号通知書送付の際、過去の手番を回答するようになっていましたので、照会の際は電話や窓口応対で対応いたしました。 ただ、わかりにくかったのかなかなか回答いただけなかったかと存じます。 また、過去記録の整理で生年月日ごとにお手紙を出し、整理に努めてはいたと思いますが、もっと短期間ですべきだったと存じます。
2186	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2187	地方庁	その他(社会保険事務所)	特段なし。	年金記録問題については、集中して対応(記録照会や再裁定を含め)できる環境を作り、現時点での問題解決を早期に行わないと年金に対する信頼回復は程遠いと思われる。	社会保障制度の根幹をゆるがす問題と認識。 問題の存在については、年金記録問題が出たときくらいから。	お客様の立場にたって、漏れている記録の調査確認や統合作業などを行うよう努力している。 問題の発端(反省点)は基礎年金番号導入時の国としての周知不足及び国全体(事業所含め)の年金制度に関する知識の少なさ、また、社会保険庁職員としての年金制度に対する自覚の足りなさがあったのではないかと考える。
2188	地方庁	その他(社会保険事務所)	外国人についてカナ入力のため疑重複手番を見つけにくい。	外国人の入力方法の統一。国別で検索できるようにする。	期間調査と適用に携わった平成5年頃	職歴が当然あるであろう新規取得者に新番を払い出さないようにしていたが、「事業主側が被保険者に前職歴をしつこく聞きにくい」「被保険者も前職歴を言わなかったり偽ったり、氏名、生年月日を偽ったりする。」という問題があり新番を払い出さざるを得ないケースが多発した。 基礎年金番号導入により解消した。
2189	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	現場の状況と報道等の内容に差異を感じます。社会保険各制度が現状にあったものなのかを考える必要があると感じます。	担当(厚生年金適用)に配属されたとき(平成12年頃)に統合されていない記録があることを知りました。当時統合されていない記録は、「年金の裁定時に本人の申請により整備される」との方針の旨説明を受けた記憶があります。	当時は、統合されていない件数も知らされていなかったと思います。入庁の何十年も前のことを指摘されても経過も知らない状況では、対応できることは限られると思います。日常業務でも余裕がない職員に個別での対応も困難であると感じますので、組織体制に問題があったのではな
2190	地方庁	その他(社会保険事務所)			実際に特別便の処理をしてみて、記録のもれ、不備があまりにも多いことにびっくりした。	記録問題がおこるまでは、本人の記憶違いで記録は「ない」ものとして調査していたが、こちらの記録が間違っていることを前提に調査するようになった。
2191	地方庁	その他(社会保険事務所)	他人の記録を統合処理している事例が多いが原因を特定できていない。	統合処理等の手続きの時系列を記録として確実に残せるようにしてほしい。	本人が氏名生年月日相違のままや自分の記録をいい加減に申請していることに多くの原因があると感じている。テレビ報道が盛んになったころから認識している。	被保険者自身が面倒に感じないような制度の簡易化や説明責任をもっと明確にすべきだと感じています。
2192	地方庁	社会保険事務所課長級以上	申請免除の遡及認定 (申請免除の受理が年度後半であっても受理受付日を7月31日にして、年度当初から認定していた。)	厚生年金の資格取得等は、事業所に確認通知書を送付し、事業所が本人に通知することになっているが本人に通知されていない事業所が大半である。 このため、確認通知書を複写にする等改善を図り本人への通知をするように改善する必要がある。 オンラインシステムで処理日を確認することは、一部業務で可能であるが確認出来ない処理もあ	オンライン業務開始した時点に紙台帳との突合を行っていないことから問題が生じることは予測できた。	現在の社会保険事務局主催の会議等で意見を述べたが取り上げられなかった。 地方も庁の指示に従うのみ、庁も地方の意見を聞き入れなったことに問題がある。 今後は、特にシステム変更を行う際には現場の代表者を入れたプロジェクトを立ち上げていただきたい。
2193	地方庁	その他(社会保険事務局)	国民年金若年納付猶予の継続は一度承認され税申告が免除基準内であれば納付書送付前に猶予の記録が入ってしまいます。本人、世帯主の納付意欲、意識がうすれたまま世帯主が納付できる状態になったとしても納付されず勝手に猶予となってしまいます。	継続申請の廃止。	私は平成4年庶務課採用で平成5年に国民年金課配属となり事務処理や年金相談に手馴れたころに一人で複数の番号を持っていることに気づきました。基礎年金番号導入後、本人にも記憶がなく統合できない番号があることも知りましたが、記憶がない以上、統合できず、どうしても宙に浮いたままとなるのは仕方がないと認識してました。	以前の記憶がなく、統合できない場合、本人に記憶をたどってもらうために色々聴取していました。反省点としては本人の記憶のみでなく親族等からの聴き取りまで行うべきだったかと思います。
2194	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金給付課及び相談コーナーの経験がないため、存知あげておりません。	年金給付課及び相談コーナーの経験がないため、よくわかりません。	年金給付課及び相談コーナーの経験がないため、認識はありませんでした。 現在もマスコミ報道で情報を知りえるくらいしかありません。	年金給付課及び相談コーナーの経験がないため、具体的な対応はわかりません。
2195	地方庁	その他(社会保険事務所)		5000万件すべての記録を確認することや最後の一件までといった方針を変えずにこのまま行っていくと、いつ解決するのか費用がどれくらいかかるのか分からない。 費用対効果を考え、国民の理解を得られる内容での解決策を作り、期日を設定し、公表し、行うべきと思う。そうでないと職員の意識も高まらないと思う。		
2196	地方庁	その他(社会保険事務局)		コンピューター記録と紙台帳とのつき合わせを行う。 ねんきん特別便の回答に基づき、調査を行い、未統合記録の解明に努める。	問題の存在を知ったのは、平成19年ごろ(在籍する以前) 「基礎年金番号に未統合の記録が5000万件以上存在する」 「年金記録の正確性に問題がある」と認識しています。	ねんきん特別便を契機として未統合記録の解明を行う。 再裁定処理に時間がかかりすぎている点が、反省点だと思います。
2197	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていない問題については、特にありません。	上記より、特にありません。	第一には、お客様の本来の記録が未統合等により本来の年金を受け取ることができていないという重大な問題であると認識しています。 また、現在のような情報処理が未発達の時代から年金の記録を管理し、中途においてコンピュータ化した際における人為的ミス等も内在しており、現在も進めている記録問題への解決に向けた様々な取り組みは今後も長期にわたる大きな問題であると考えています。 このような問題を知ったのは、社会問題として記録問題が浮上してきた平成18年頃であり、また、実際の業務として自身が感じたのは、平成19年頃(事務所の国民年金担当係長に就任したとき)からです。	上記の平成19年頃より、事務所窓口や電話においてお客様からの疑問点などの照会があった際には、当然ながら、親切・丁寧な対応を心がけております。 また、特に当時は国民年金に係る第三者委員会への申立受付業務も行なっていたことから、お客様自身も覚えていない過去の古い記憶を思い出していただくため、数時間かけてお話を伺ったり、時にはやり場の無いお客様の怒りに対し謝罪をし、現在の自分ができる最大限の説明や申立のためのお手伝い等を行なってきました。 このことは、これからも当然引き続き行なっていきますし、常に「自分の所属する社会保険庁が記録問題という面でお客様に多大なるご迷惑をおかけしているのだ」という気持ちで接しています。 記録問題に対する反省点としては、「記録管理がずさんだった」と言われ、反論することができない状況であるということだと考えます。 もちろん、内部的には、紙台帳からコンピュータ化の困難性や各種業務に絡む法制度の問題点などが内在していることは承知しているつもりですが、結果として年金を信じ年金をかけてきたお客様には関係の無い話でご迷惑をおかけしているということについては弁解の余地がないのだと思います。 このことから、過去の不の遺産は遺産として真摯に受け止め、これから自分がまた自分の所属
2198	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特記事項はありません。	熟練の職員にて、専門班を作り対応。	基礎年金導入時に記録確認等の作業にて、別手番を複数持っている方や、マイクロ台帳確認にて国民年金保険料納付記録もれがありました。	市町と連携し、被保険者等が窓口来庁時に確認いただき手番登録を行っていました。 また、納付記録とについては、上司に伺うを立て記録追加等を行いました。 複数手番所持者については、制度の周知徹底不足。 記録漏れ等については、旧台帳からの移行時の点検作業の不備。 また、準備期間等の不足ではないかと思います。
2199	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	よく分かりません	記録の管理不十分、制度的な矛盾マスコミの報道が出てから	一部の人達だけの努力では対応出来ない問題だと思われます。
2200	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		年金記録問題は、4年程前から新聞報道等で認識しておりましたが、平成21年、実際に国民年金記録係りとして、従事してはっきりと認識した次第です。紙台帳とオンライン上との、著しく異なる点には正直申してかなりショックを受けました。紙台帳で、月別納付状況と送還欄と違うもの、紙台帳をオンライン上に転記するさいの、段違いと思われるもの等。チェックをしたとは思わえず、記載されっぱなし状況と思える。単に人的ミスとは言い切れないとの感想を持っております。	誠意を持って任にあたり、チェックにチェック、チェックシステム確立。また、人的ミスを指摘するコンピューターシステムを要望。二度とこのようなことを起こさないようにすることを肝に銘じ、迅速に対応していきたいと思います。
2201	地方庁	社会保険事務所課長級以上	有りません		マスコミ報道がされ始めて認識しました。それまでは年金裁定時に記録の確認をしているので問題は無いと思っていました。	個人としては対処できない大きな問題であり、上部からの指示に従い誠実に対応する必要があると感じ、お客様の目線で物事を感じるよう努めました。 目線がお客様に向いていなかった事が問題であったと思います。
2202	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	抜本的な改革が必要だと思います。 すぐには不可能と思いますが、 生まれた時点で番号を付ける総番号制や地方での年金の再計算(再裁定)をすることができるようにする。	氏名等の登録がこんなに曖昧な登録になっていることを知ったのは報道されてからでした。	通常業務がある中ですが、できる限りの取り組みを行いました。
2203	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録問題の最大の原因は、社会保険庁の記録管理にあります。特に旧台帳記録について、以前から地方からカセット記録は要求のたびに解除するのではなく、早く記録整備すべきとの要望をあげていたのに、そのままにしてきたことがおおきい。	記録問題が生じてから二年以上たち、かなり整備されてきたときに、このような調査は意味がありません。今まで、地方の意見を聞かずに上位下達的に年金記録に対して指示してきたではありませんか。いまさら意見を求められても今更なんですかという感じです。	社会保険庁の記録管理の問題と、基礎年金番号を導入の際に、記録整備をしてから実施すべきだと当時、要望していたのに、重複番号や国年・厚年番号の重複取り消しの過去記録整備を先にしてから、基礎年金番号を導入すべきでした。	地方、現場の声を充分に聞かないままに、事業をすすめてきた社会保険庁の責任は大きいです。今更、反省を求めてどうしようとされるのかわかりません。
2204	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在行われている定期便を見ていただいて、もれや誤りがあれば、回答票を提出していただく、それ以外の時期には、期間調査の申し出をしていただくことでよいと思います。	年金問題を報道され、名寄せなどの作業がはじまったときです。年金は将来のことと、ずさんにしてきたことのツケがまわってきたのかな？という感想を持つとともに、大変な仕事が始まったなと思いました。	全部署あげて対応するという考えに賛成で、応援に出向いたりしていました。反省点としては、各事務所によって状況が違うときにも、「姿勢が大切」という考えで、一律に休日出勤して、その実、そんなに効果や成果がなかったということも多くあり、もっと考えたほうがいいのにな、と思ってい
2205	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	業務の経験や知識の豊富なものを中心に年金記録問題の専門チーム(スペシャリスト)を作る。 (現在は各課が平常業務をしながら年金問題にも取り組んでいる。また、異動等で人も変わればやり方も変わるため) その中でも更に未統合記録担当や未収録担当を分ける。 そのためには、OB・退職者を含めた大幅な人員確保を。	採用2年目(平成3年)で業務課(健康保険・厚生年金)になり、記録照会を受け調査して見つからなかった分は、本人の勘違いや未加入だと思っていました。 しかし、マイクロや台帳等詳しく調べていくうちに未収録や入力ミス等あることがわかりました。 そのようなケースは年1、2回当たるかどうかの割合でしたので、件数は少なく、まれである程度だと思っていました。	安易に判断せず、経験の豊富な先輩からアドバイスを受けたりして丁寧に調べようとしました。 当時の業務に携わったすべての担当者の記録に対する考えやチェック体制の甘さ、いいかげな仕事をしてきた点。
2206	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2207	地方庁	社会保険事務所課長級以上		何よりも、まずは全ての記録をWMに反映させる(カセットのオープンを含め)ことが必要と考えます。	基礎年金番号制度導入後、未統合記録が多数存在していたことは認識していましたが、名前の読み仮名などが、これほど間違って収録されていることを知ったのは、記録問題発覚後、諸作業を行ってからです。	対応としては、あまりにも問題が大きすぎて個人でどうこうできるものではないため、庁の方針に基づく作業を迅速に行うよう努めてきました。 反省点としては、政治的な関係もあり止むを得なかったとは思いますが、対応態勢が整わないまま「特別便」の発送を行ったため、回答や再裁定に必要以上に時間がかかり、余計に国民に不信感を与えたのではないかと思います。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2208	地方庁	社会保険事務所課長級以上		早急な解決がベストであるとは思わないが、早期解決が年金不振を払拭できるのであればよいと思う。 しかし、腰をすえなければ見えない問題点もあると思う。 特に、記録問題は丁寧な調査は時間が掛かるが発見できる場合もある。ただ時間をかければよいという問題ではないが、結果的に丁寧な調査を行うことによって本人の為になる場合が多いと	年金相談において、旧台帳のWM登録が無いことは知っていた。業務センターなどに問い合わせても取り合っていただけなかった。 期間確認など時間が掛かり結果裁定が遅くなる事例もあった。	早期に、台帳突合を行えればよかった。 国民年金では、国一元化以前であれば市町に膨大な資料がありここまで本人に不振を与えることは無かったのでは。
2209	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	事業を必要最小限にし、他を解決事務に特化	重要な問題。数年前。	まじめに取り組む。問題を認識した時点で対応すべき。
2210	地方庁	その他(社会保険事務所)		・現在、政府が進めているように、紙台帳の記録とWMの記録が一致しているかの突合作業を急ぐべきだと思います。 ・大量の人員を投入して、記録問題の照会や調査対応にあたるべきだと考えます。	・新聞報道がされるまでは、全く認識していなかった。 ・基礎年金番号導入時点で、被保険者からの回答が極端によくなかったことにもっと危機感を持って、計画的に対応すべきだったと考えます。 ・現場の事務所には、記録の統合処理が思うように進んでいんかったことが、きちんと伝わっていたのでしょうか。はなはだ疑問です。	・現在は、自分も定期便の報酬・賞与に係る回答票(業務センターから回送されたもの)の対応や、不適正な遡及訂正処理に関する各種報告などの対応に、追われている毎日です。 ・(8)に記載したとおりです。
2211	地方庁	その他(社会保険事務所)			健康保険、厚生年金保険の適用業務を担当したことがなく、旧台帳がいかなるものかさえ知らなかった。基礎年金番号導入後も年金手番が基礎年金番号への統合が済んでいない被保険者が多くいることは、想像できたが、全国規模であるため、時間を要する問題と思っていた。	基礎年金番号導入時に社会保険庁から統合作業の進捗状況を発表されていなく、年金記録自体で問題が発生する認識がなかった。
2212	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2213	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2214	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない		記録未統合であり、新聞等での報道によりはじめて知った	特別便等により記録確認統合する。
2215	地方庁	その他(社会保険事務所)		人員を増員して処理できる量を増やす。	社会保険の信頼に関わる重大な問題と認識しました。 問題を知ったのは、テレビや新聞でニュースにとりあげられるようになった頃です。	社会保険職員の一人として、お客様に責任を持って対応していこうとしました。
2216	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2217	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2218	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2219	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	一人一人のお客様に誠意をもって対応していくしかないと思います。	在籍中は認識はありませんでした。 年金問題が発覚した以降に知りました。	在籍中は認識がありませんでしたが、この年金問題では、チェック体制とノルマ体質があったと思います。 具体的な対策は挙げられませんが、職員が誇りと意欲を持てるような体制が必要と考えます。
2220	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。			
2221	地方庁	その他(社会保険事務所)	勤務期間が1年半の準職員なので存じません。			
2222	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2223	地方庁	その他(社会保険事務所)	関東区の戦災台帳について。	戦後保証の一環として、特別立法等で対応する以外に手段はないと思います。(就労状況・労働者名簿・生存者からの聴き取り等すべて不可能な状況にあるので)	1問目に付いては:回答保留 2問目に付いては:記録問題として取りざたされるようになってから	1問目に付いて:現在対応中 2問目に付いて:いまだに現場無視の、思いつきとしか思えない報告や調査が突発的に入り平常業務もままならない。数年後、現在の平常業務にかかる「新たな年金記録問題」が発生するのではないかと恐れている。また、第三者委員会に回送する手順等のほか、被保険者によって「事業主の届が誤りである」と通報のあった際、事業主に対して正当な届出を強制する手段が実質上なく、悪意ある届出者(特に滞納事業所)に対して非常に脆弱である。
2224	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民の皆様と意識を共有しておりました。		私は、去年の10月から年金給付課に配属されました。 年金記録問題は、そのときから最重要の問題と認識しておりましたし、国民の皆様と意識を共有しておりました。	事務処理を遅滞なく、通知などにもとづいてお客様には丁寧にご説明させていただいておりました。再裁定の支払時期などの問い合わせにも真摯に対応しておりました。
2225	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	職員一丸となって、取り組んでいくしかないと思います。	大変、重要な問題と認識いたしました。 存在することを知ったのはマスコミ等の報道により知りました。	ねんきん特別便などの対応について、出来うる限り行ってきました。
2226	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	高齢者以外でも、無関心からか、特別便、定期便にも反応していない被保険者がいる。広報・通知を繰り返し行っていく。	長い間の積み重ねにより、起こったこと。職員に記録を扱っているという意識が少なかったことによると思う。存在は記録問題が浮上し、内部からではなく、一般報道から知ったことが多い。業務センターでの保管等、内部からの説明がなかったことは残念である。	昭和56年に入庁し、現場で実際に記録に係る業務についたのは、昭和60年以降である。その時点では、オンラインで管理をしており、原票のチェックや台帳への転記の業務に携わったことはないが、そのチェック体制や送達業務の過程で不十分な点が多かったのも一因であると思う。自分としては、今、行われている対応に汲々と取り組んでいる。根本のところでは、学校教育の中で、年金の仕組み、記録の仕組みを植えつけるべきだと思う。
2227	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	まず開いていないカセットを展開することが第一と考えます。そうしないと後から次々に記録が見つかる可能性があると思います。	年金の請求の際に、記録の確認をしているのでいずれ解決するものと思っていました。あまり、問題意識していませんでした。	年金記録の相談や年金手帳を持って来所されたお客様だけに対して、他に記録がないか確認をとっていました。時が経つにつれて解決するものと思っていたので、考えが甘かったと思います。
2228	地方庁	その他(社会保険事務所)		地道に解決		
2229	地方庁	その他(社会保険事務所)		地道な努力	新聞報道等で認識。いつごろだったかは、覚えていない。	お客様に誠心誠意、ありのままをお伝えしようと心がけた。 いままで、記録について抜本的に対応をしていなかったため、いままでのつけを一気に払っていることになっている。もっと前から、対策を立てるべきであった。
2230	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現在、実施している年金特別便、定期便、黄色便等により、統合されていない記録の案内をし、解決していくことが、大切だと思います。	ねんきん記録問題がおこった時点で、その存在をしりました。平成9年の基礎年金番号の導入時点で、ほぼ完了しており、また、年金請求時に、漏れ分も含め、全て確認され、請求しているものと思っていました。しかしながら、この業務に携わり、多くの統合されていない記録があることがわかりました。ご本人様が、忘れており請求していない記録がほとんどですが、年金請求時に、氏名検索等で、本人様確認を十分できていないことが問題と認識しています。	1人1番号に管理されることにより、業務もスムーズに運営されます。ねんきん特別便等により、ご本人様の記録は、全て正しい記録にし、安心していただくよう、対応に心がけています。現時点でみた場合、やはり、基礎年金番号の導入時、年金請求時での処理がおろそかであったと思わざるを得ないと考えます。
2231	地方庁	その他(社会保険事務局)	(6)(7)(8)(9)ついて 本年4月入社後より会計課にて職員の給与・手当てを担当しているため 年金記録については、世間一般知識しかありません。 知識を増やすため、勉強を続けたいと思います。			
2232	地方庁	その他(社会保険事務所)			・紙台帳からコンピュータ化する際の移行の際の事務処理誤り(H18年ごろ) ・国民年金納付記録の管理不十分(H18年ごろ)	・マイクロとの突合。反省点…紙台帳については保管場所等の問題はあったにせよ、廃棄せずすべて保存するべきであったと思います。 ・納付記録照会の受理。そもそも市町村と社保庁で管理している記録が不一致である場合があるため、双方の調査が必要であるとの認識で対応した。反省点…納付記録がの国民年金納付記録については、平成14年以前に市町村国との収納選務の連携が不十分な部分があった。市町村の納付記録については、14年の切り替え時に国への管理としたほうがよかった。
2233	地方庁	その他(社会保険事務所)	現時点ではすぐに想起した問題点はありません。	国民の年金制度に対する信頼を回復させるためにも、現時点で投入できる最大限の人数で一刻も早く年金記録問題の解決にあたるべきであると考えています。	平成16年4月に初めて年金給付課に配属された時です。年金裁定時に未統合の年金記録があれば必ずお客様に確認していましたが、お客様にも御記憶がなく、年金制度全体では相当数の未統合の年金記録があるのではないかと懸念していました。年金受給者の方々にとっては、正しく年金額が裁定されずに大きな損失となるという認識を持っていました。	未統合の年金記録があれば積極的にお客様に確認できました。 この問題については、名寄せシステムが十分に機能していなかった 事が要因の一つであると考えています。
2234	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2235	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2236	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2237	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	人を多く入れての対応が必要と思います。	厚生年金等の記録が、正確に国の情報に管理されていなく、情報の管理・訂正の体制が不十分であったと考えていた。存在の認識は、通知等がだされてから知った。	現時点の記録の誤りについて、現場で受給者・被保険者に説明と陳謝し続けた。記録をより正確に管理できる体制の確保。
2238	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	とにかく旧台などを早急に全て整理して、市町村と連携をとり、ご本人様に確認するしかないと思います。 明らかに本人であるが、本人のものではないと断定された記録がいつまでも浮いた記録になってしまうので、どうにか整理していかなければならないと思います。	問題を知ったのは入社して2年目の平成19年でした。そのような問題があることは全く知らないうちに、テレビなどで大きく取り上げられ、世間で知られるのと同時に必然的に知るようになりました。そんなことがあるのだと一国民として驚き、年金の金額、受給権にも大きく影響してくることがわかり、早期解決しなければならない寛大な社会的問題だと思いました。	お電話でご照会いただいたお客様に対して、WMで記録をさがし、すぐにわからないような場合は期間調査の用紙を送付したり、他の手帳を持っているという方には番号統合の用紙を送付したりして、お客様の不安を少しでも取り除けれれば、と対応しました。 反省点とては、ねんきん特別便を見切り発車的に送付するのではなく、旧台などを全て整理したうえで国民の皆様にご協力いただくべきであったと考えます。次々に記録が出てきて、何度もご回答をいただかなければならないので、お客様にとっても負担ですし、送料なども考えても無駄に税金を使っているのではないかと思います。
2239	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	地道に取り組むしかないと思います。	マスコミ報道がされて知りました。 長年の積み重ねた問題が今となって湧き出たものだと思います。	ひとつひとつ与えられた問題をこなすのみです。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2240	地方庁	その他(社会保険事務所)	明らかに昭和うまれであろう被保険者だった方が、明治と表記されていた。	明らかに当方(事務所)のミスと判断された場合、職権にて訂正作業を速やかに行う	別手番払い出しにより、別人扱いされ、また、氏名ふりがなについても、一定のルール(正しく読めないときは、音読みするとかの統一)がないまに、誤ったふりがなで記録され、記録探しに相当の時間を要した。こういった記録誤りの問題は、年金相談センター在任中(平成14年)にわかりました。	現在は、健保厚年080扉書で、生年月日が正しければ、名寄せについても検索しやすくなったので記録に結びつくケースが多かった。オンライン前の健保厚年の取得時に、被保険者台帳の中にも、生年月日を次の番号の被保険者と誤ってみたりと、基本となる台帳そのものが、誤っているケースも見られた。台帳作成の際、担当者任せではなく、台帳一つ作成するにしても、チェックの上、決裁を仰ぐべきだったと思います。
2241	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	特にありません	基礎年金番号導入時に、住所未登録の年金手帳が、多数存在していることを感じていました。 平成9年以降は、いろいろな契機において本人確認をして、記録統合をしてきましたが、昭和17年6月の厚生年金発足時から払い出されているすでての年金手帳番号を基礎年金番号に統合させることに限界を感じていた。	あらゆる契機において、被保険者や受給者の方々と接した際に、本人確認がとれた記録は、積極的に記録を統合する事務処理をしてきた。 平成9年1月以前は、払い出し番号に住所登録はなく、1人の人が何個もの番号を持っていることを、戦前から基礎年番導入まで、ほとんど放置していたことが問題であったと考える。紙台帳からオンラインシステムへ切り替えられた時に、この問題を対応していたら、現在の状況は変わっていたのではないかと感じる。
2242	地方庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
2243	地方庁	その他(社会保険事務所)	問題になるのかわからないが、年金記録がクローズアップされて平成19年から年金特別便が始まったが、記録が漏れている方及び年金手帳番号が基礎年金番号に登録されていない方は、特に年配の人が多い。 そのため、旧法の年金制度で新たに裁定をしないといけないケースが多くあるが、今現在年金給付課に配置されている者だけでなく全体として、制度を熟知している者がいる訳ではない。そのため、誤って請求書を受け付けていたり、誤った処理をしていないか不安が残る。	旧法の制度については余り資料がないので、確認を行ううえで時間を要することが多いので、職員がわかるようなマニュアルがあればいいと思う。	年金問題がクローズアップされるまで、ここまで記録に問題があるとは思っていなかった。平成3年ごろに適用課で年金の記録補正を行っているときに、年金番号に事業所の記号番号が収録されていないケースやカセットが間じている番号が多くあったので、その時には今からでも順次整備していけばいいとは思っていたが、現実的に整備できる盆ではなかったと思う。	適用課(記録整備する係)から配属が変われば、新しい係の別の仕事に追われるようになるので、あまり意識していなかったと思う。 今現時点でも記号番号が収録されていないため、事業所名が確定できないことから、本人確認が出来ないケースがあるので、今からでも順次収録していくべきだと思う。 この問題がもっと早くわかっていれば、救済できる方がもっと多くいたように思う。死亡しているために、記録の確認ができないケースが多いので、最終的には最後の1件までというのは、現実的にむずかしいと思う。
2244	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		国民の信頼を損なう重大な問題であると思いました。 問題が発覚してメディア等で報道されてから存在することを知りました。	問い合わせいただいた方の気持ちを第一に考え、1件1件確実に年金記録照会するよう心がけて対応しました。
2245	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	解決の道筋に沿って、業務を遂行していくことが重要だと考えます。	採用されてすぐに、記録の統合もれについて知りました。 年金給付課に在籍していましたが、裁定時に解決しないといけない問題だと教えられたので、そのように認識していました。	(8)のとおり、裁定事務の際に統合もれがないよう注意しました。 解決に向けた方策を庁全体でとっていなかったことが問題だったと思います。
2246	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2247	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	迅速かつ正確に今の定期便を続けることが必要だと感じます。 国民の皆様の大切な記録をお預かりしていることを心に刻み仕事に全力で取り組むことこそ、解決の一歩だと思います。	厚生年金手番、国民年金手番という存在は、この問題が出るまでは詳しくしらなかったというのが現状です。	国民年金課として、手帳に記入されているのに、記録の統合のない方に対して、窓口で受けたら、すぐに205(統合処理)を行うように心がけました。 特別便の補正や、定期便の補正に積極的にかつお客様の気持ちに立ち対応できました。
2248	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		私が採用される以前の事であるため、詳細についてはわかりませんが、社会保険オンラインシステムへの移行経過中に、紙台帳の記録(氏名の漢字・フリガナ・生年月日・性別・標準報酬等)の入力誤りがあったために、一人ひとりの年金加入記録が正確に管理できていなかったことが、現在の年金記録問題の原因なのではないかと考えます。先並方から、そのような経緯を聞いたのは、平成4年頃だったと思います。 ただ、過去に、偽名や偽った生年月日を使って厚生年金に加入していた被保険者や、転職するたびに新たな年金手帳を作っていた被保険者も多くいたことから、一概に私たち保険者側に全責任があるとは思えません。 しかしながら、今後、被保険者一人ひとりの年金加入記録を正確に管理していくことはもちろん、宙に浮いた年金記録がどなたの記録であるか、できる限りの手を尽くして特定していく必要があ	私は、平成19年4月から平成21年7月まで、年金相談の窓口で相談業務に携わっており、その間、多くのお客様から「年金記録問題」に対する相談・苦情をお受けしました。特に「厚生年金の加入記録がもれているのではないか」とのご指摘をいただく事が多く、そのお言葉を真摯に受け止め、お客様お一人おひとりの加入記録にもれがないかどうかを徹底的に調査し、思切丁寧な対応に努めました。 年金記録をコンピュータ管理していく経過の中で、職員の入力ミスや、御座なりの判断による事務処理が多く発生していたのではないかと思います。入力データの徹底的な確認を怠っていたことが反省点として挙げられると考えます。
2249	地方庁	その他(社会保険事務所)			国民の皆様の信頼を損なう大きな問題であると考えます。	お客様の立場に沿って記録判明につとめました。
2250	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じない	存じない	最後先に対応していくもの。 問題が表面化したころ承知で入所した。	その時点では何もできなかった。 実際の対応と世間が求めている対応の開きがある。
2251	地方庁	その他(社会保険事務所)		1件1件手間をかけて丁寧に進めていこと。が問題解決の近道だと思う。		
2252	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成8年4月1日に新規採用され、平成9年1月に基礎年金番号制度が始まりました。 当時業務課にて適用関係の業務を行っておりましたが、制度ごと、また同制度内でも複数の手番があること、その統合処理が多いことに危機感を持っていました。 基礎年金番号に手番を統合するための勧奨も行われましたが、その時点で解消しきてなかったことを残念に思っております。	適用時点で、複数の手番をお持ちの方については電話や文書等(疑重複調査は現在も行われています。)にて照会し、できるだけ統合処理をしました。 しかしながら、個人情報の観点、また、お客様ご本人の記憶があいまいなことも多く苦慮したことを覚えております。 このことは、現在でも同様です。 当時氏名が入っていないなどで判明しなかった手番も、今回の記録問題対応で紙台帳から記録の落としがありました。 このおかげで相当数解決してきていると思いますが、偽名で年金に加入していた方や年齢を偽っているかた(職につくためやむをえなくというケースがほとんど)もいますので、非常にデリケートな問題であることに変わりはありません。 今後、年金請求を行う方については、審査段階で再度他手番確認をすることでチェック機能として働くと思います。 旧法対象者については高齢化も進み、制度そのものも新法と異なりますので、審査、再裁定、新規裁定に精通した職員が少ないのが現状です。 OBなどの活用も含めて、記録解読に精通した職員の活用・育成が必要と考えます。 また、法改正が多岐にわたっていることから、手作業判断をなくすくらいの勢いでシステム改善を行っていただくことが、事故防止、給付漏れの防止になると考えます。 給付原簿の記号解読ができる職員が現在給付業務に携わっている職員しか判読できないくらい難解です。 社労士の参入も始まりますので、誰がみても内容が分かる記録管理を望みます。 分かりやすいほど、窓口・電話相談の対応が迅速・正確になります。
2253	地方庁	その他(社会保険事務所)	新聞等マスメディアが情報元となっているので、一般的に知られていない問題は特にありません。	非常勤職員も含めて全所体制で、経験者を中心として取り組まないといけないと思います。	平成9年1月に基礎年金番号ができたときに、手帳番号がある人は申し出ることと通知されていることや、年金を請求するときに記録の統合を行っている筈であると認識していたので、テレビや新聞で「浮いた記録」と報道されることに違和感を持っていました。また、このような問題を知ることとなったのは、はっきりとわかりませんが、私自身が育児休暇に入った平成18年、仕事に追われず家で過ごすことが多くなり、新聞等の報道が盛んとなったことから強く意識するようになりました。	育児休暇終了した平成20年4月には窓口が込み合って、全所体制で窓口対応することとなっていました。早速毎日窓口に出ていましたが、年金受給者であっても記録統合がなされていなかったりと、記録漏れが多かったので、休暇明けの仕事慣れもなかったのもあり、慎重に対等しました。 以前は申し出があって初めて記録に結びつけていたけれども、今は「○年○月に○○にお勤めしたご記憶はありますか」などどこちらから情報提供をするといった対応の違いもあります。他人の記録を統合してはいけないという危惧と、昔の忘れいた記録を思い出してもらうために親切丁
2254	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2255	地方庁	その他(社会保険事務所)			問題発覚まで、全く知りませんでした。	自分の親の分と思って対応しました
2256	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくにありません。	現在行っている方法以外には考え付くものはありません。	個人情報だとしても、職務上、個人記録を検索しなければならないこともあると思う。(第3号被保険者の配偶者記録を確認するなど) これを覗き見というのであれば、仕事をしている時点で。 タレントなどのを覗き見したことについては、問題が発覚したときです。	個人としては、覗き見自体はしていないので、反省というものはありません。
2257	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	集中的に人員を配置して、記録問題を解決していくしかないと思います。	正直申しまして、社会保険に問題があるだけでなく、被保険者本人にも責任があるのではないか(特に、転職を繰り返している人等)と思っていました。 年金相談に配置された平成14年頃だと思います。	対応としては、本人がわからない記録はわからないままにするのではなく、極力、その方が思い出すように説明することを注意して対応してきました。 反省点は、申請主義によるものではないかと思います。現在のように、定期的に本人の記録を確認していただくサービスを早く実施していればここまでの状況には至らなかったのではないかと
2258	地方庁	社会保険事務所課長級以上			年金記録に問題があると認識していたのは、基礎年金番号導入時の被保険者等に対しての照会の仕方、或いは対応の仕方について不十分であったため現在の問題に至っていると認識している。	その時点においては、番号が未統合であってもその後の来訪時、或いは裁定請求時において最終的に記録確認をおこなうことから緊急的に行なう必然性はないと認識していたと思う。しかし、当時は事務所で行なう説明会等において積極的に広報は行なっていました。 今思えば、その時に「ねんきん特別便」的な大掛かりな広報をなぜ行なわなかったのか悔やまれます。 また、人間の記憶は非常にあいまいなものです。記録を適正に管理していくには行政側の管理はもちろんのこと、被保険者側にも現在検討されているようなシステム的(社会保障カード)に管
2259	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	特にありません	国民の年金(生活)を管理しているという認識の低さと考えます。	仕事に対する取り組み、考え方を変えていく必要性を意識しました。 ねんきん特別便や、定期便で来所されるお客様に対し、記録管理が不徹底であり、迷惑をかけたことへの意識を持ち、対応をしました。 年金制度の複雑さ、記録管理の甘さ、WM等によるお客様への年金相談は、職員のスキルによることが強く、誤りが起きやすいと考えています。 職員の知識向上、接客業としての対応、危機意識の共有が必要と考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2260	地方庁	その他(社会保険事務局)	知っていません。	現時点での解決方策の中で、厚生労働省及び日本年金機構で、早期解決することが重要と考えます。	基礎年金番号が出来た以降(平成9年)も、なかなか手帳番号の統合が進んでいなかったことはわかっていました。	資格取得時等、手帳番号の統合に努めてきました。この問題を、年金受給手続き時に最終補正せすれば良いの考えではなく、早い時期からの問題解決に組織として努めるべきであったと思
2261	地方庁	その他(社会保険事務所)	これまでの社会保険庁のいいかげんさが良くわかりました。内容は一部は新聞報道の通りです。	これ以上優秀な人材が流出しないようすべきです。	自分はまじめにやってきたのに、前までの組織や上の方々は本当にいいかげんだったと思いました。時期は新聞報道です。	自分は組織の末端に位置するわけですから、上司の業務命令に従わざるを得ません。本当におかしな事はおかしいと言える、又言っても冷遇されない職場作りを目指すべきです。
2262	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		昔の記録について調査に時間がかかり、大変だった。 20年ほど前。	仕方のないことと思っていた。それ以降にコンピュータに登録になり、調査がスムーズになりはかどるようになった。
2263	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	5,000万件が、解決するまで、やりとおすことだとおもいます。	長妻現厚生労働大臣が、言われるまで知りませんでした。また、まだ登録してない紙台帳が存在していたなんて想像もできませんでした。みんなその都度しりました。	上からの命令によってですが、与えられた仕事を1件1件ていねいにやってきました。上部組織の人が、下部のものに存在自体を伝えなかったから、このような大問題になったのだと思います。
2264	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金問題が発覚してから 担当事務分掌に今現在問題となっている仕事がなかった。 業務外閲覧については、内部規定が出されるまで、特段問題視していなかった	職員個々が個人情報を扱っているという意識の低さ 組織として内部規定を作成しておらず、取り締まりがなかったこと、また採用された際、閲覧に対する指導が全くなされなかったこと
2265	地方庁	その他(社会保険事務所)	1回しかデジタル化するまでにチェックがされていなかった模様 それは、大蔵省が予算をつけなかったからというわさはきいたことがあります	免許書の謄本履歴と住民票の回線を使う 戸籍の附表を使い番地確認する	問題になるとはまったく分かりませんでしたが、30代の私では無理だと思いました。	分かりません。
2266	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	1. 人材育成 2. 管理職教育(特にプロジェクト管理全般) 3. 費用対効果の見極め	1. 問題認識 (1). 国民の年金に対する意識・知識不足 (2). コンピュータシステム化への対応不足 (3). 社会保険庁の情報公開不足(常にヒドインド) 2. 事務所勤務前から推測しており、勤務後に認識した。	1. (8)の問題認識について (1)については、現場での電話応等において、間違った知識の訂正や意識向上を図っている。 (2)については、年金機構のIT企画に応募したが、叶わなかった。 (3)については、手段が判らない。 2.反省点は特に無。
2267	地方庁	その他(社会保険事務所)	回答が遅い	全課でお客様の調査状況が見れるようにしていただき状況がわかると回答もしやすい。	最優先の取組事項。 新聞、報道等で知りました。	お客様からの問合せ時、(電話、来庁)担当課に確認し、回答した。 回答が1年以上かかっているお客様もいらっしゃるので早期回答できればよいと思った。
2268	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	まじめに納付してきた被保険者が損をした気持ちにならないよう、粛々と今の業務を遂行するのみと考える。	国会で問題になってから。制度の連続性に問題があった。手作業から電子化に移行時の丁寧さがコスト・費用等によって置き去りにされたのではと考える。 年金記録問題によって益々年金の信頼性が薄くなると思った。	丁寧な回答等を心がけた。年金の仕事は長いスパンの仕事なので、日頃から職員の意識を育てる研修などが不可欠と考える。
2269	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	特にありません	直接的な担当課で従事していませんでしたので、具体的にはわかりません。	直接的な担当課で従事していませんでしたので、具体的にはわかりません。
2270	地方庁	その他(社会保険事務局)		現在調査中の特別便等の早急な調査、回答	国民の年金権のかかわる問題であり、記録が誤っているならば早急に訂正すべきである。 問題を知ったのはマスコミに取り上げられ、報道されるようになってからです。	特別便の回答支援や他に年金記録をお持ちだと思われる被保険者への電話照会により記録が整備されるように努めました。 基礎年金番号の導入がもっと早くできていれば、1人の方に複数の年金番号が付番されることがもっと少なかったと思います。
2271	地方庁	その他(社会保険事務所)			老齢厚生年金の裁定処理時で、厚生年金期間のもれが多い 事が多くありました。 平成11年頃です。	そのつど、本人に問い合わせて、確認を取っていました。 もっと早い段階で、記録問題を取り上げるべきだったと思います。
2272	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません		本当なのかと自然の念がつよかった。しかし、事実であればそれは大変な問題だと新たに認識したところでした。問題を知ったのは、国会で大きく取りあげられた時だと思います。	真摯にとらえ、前向きに対処し信頼を少しでも解決するよう努力しようと考え日々対応してきたつもりです。やはり、いろいろな点で解決に向けて対応を行うもどうしても、対応が後手後手にまわり時間だけが費やされてきたところではないかと思う。
2273	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	時限的な年金問題専門処理部門を設け、集中的な処理を行う。 特に資格記録整備に長けている職員の配置。	社会保険入所してまもなく、厚生年金については基本管理情報が被保険者の住所管理をせず、再就職時に複数年金番号を所持していても、断定困難だったこと。国民年金については資格取得・喪失年月日の作成が一部あいまいな取り扱いがあったこと。 年金記録の管理システムが、不十分だったこと。	被保険者・事業所との接触時に、出来る限りの年金制度説明等行ってきた。
2274	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2275	地方庁	その他(社会保険事務所)		お客さまの記憶を頼りに地道に手番を確認して、お客さまに納得してもらい、組織の信頼回復の努力していきたい。	報道等で取り上げられて初めて知った	お客さまの記憶を頼りに記録を確認して、お客さまに精一杯説明し納得してもらうよう努力している。 この問題の反省点としては、年金受給請求時に記録の確認について、従来からもう少し慎重に行っていればよかったのではないか考える。
2276	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	現場の職員が窓口で対応するのが第一であるが、本庁でも広報等を含めた周知活動が必要なのではないかと思う。(ナショナルのストーブのCMのように)	年金記録問題は制度上起こりえる問題なのかと感じた。(国民年金、厚生年金の両方で付番されていたため。)存在自体を知ったのは、マスコミ報道が盛んになってきた時期。	複数付番されている人が窓口に来た段階で、すぐに基礎年金番号に統合するよう窓口では対応した。反省点としては、記録は年金裁定時に確認すればよいという考え方が記録問題を発生させたのではないかと思う。
2277	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	現在行われているねんきん特別便や定期便によるお知らせにより、受給者、被保険者等から申し出いただく他は、難しいと思います。	当初は基礎年金番号に統合されていなかった番号については、本人による届出漏れが原因のほとんどではないかと思っていましたが、実際に国民年金の納付記録漏れ等が判明したことにより、私たちにも大きな誤りがあったことを理解しました。	相談されるお客様に対し、いろいろな話を聞き、確かな回答ができるように対応しました。 年金記録について、加入記録を本人あて送付し確認いただく等のサービスをもっと以前からできていたら、ここまでの問題にはならなかったと思います。
2278	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	徹底した名簿確認により記録の突合が必要であると思います。	今回の年金問題により、WM上に収録されていない記録の存在や漏れを知った。	早期に解消できるよう記録の調査等を行いましたが、他庁照会の回答の遅れ、年金再計算の処理の遅れ等人員及び準備不足により、より一際国民の方々にご迷惑や不信感が生まれ、この問題が深刻化したと思います。 長妻大臣が言っておられたとおり、まずは名簿等より全ての記録を再構築したうえで、この問題に取り組みべきであったと思います。
2279	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	個々の自己管理の周知。	自己管理がさえていず、一般的に年金に関心がなく認識のあまさと全てを他人まかせの結末だと思いました。 問題の存在は報道により知りました。	対象者への聞き込みとこれからの自己管理への徹底指導。 世論の目が厳しい現実として法令遵守の徹底が必要。
2280	地方庁	その他(社会保険事務局)			実際に記録がないこともあったので、慎重に取り組んだ。 知ったのはニュース等で問題になったとき。	お客様の話を真摯に受け止め、記録発見に努めた。
2281	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	とにかく人海戦術しかないと思います。なにかと頭数を増やす、謝金職員や賃金職員の増員でこの問題の解決を図っていこうとしていますが、正規職員や準じる職員の増員が絶対的に必要です。謝金職員であっても、職員並の業務をしてもらえるように入力を可能にしたり、業務を限定したりせず、一定長期の雇用と待遇を改善し、やる気になるような配慮が必要であると感じます。頑張っている謝金職員ももちろんいますが、一般には他人事、いわれたことをするといった、アルバイトといった感覚の方が多いように思います。そういう方にお願いできる業務には限りがあります。それと、フォローアップや旧台帳対象者など本人の可能性が高いもので未接触の方がかなりいます。市町村の協力を求めての対応も検討されているようですが、社会保険事務所の職員が、時間がかかってもしらみつぶしに戸別訪問等を繰り返し行うべきではないでしょうか。	年金相談対応しているときに、同姓同名の他手番があるにもかかわらず、オンライン上、事業所名不明や、事業所名は判明していても事業所名を伝えるなど、誘導を禁止されていたため、本人の蓋然性が高いにもかかわらず、統合に至らない、いわゆる宙に浮いた年金記録が数多くあることは認識していました。	現実的には次々にお客様の対応をしないといけないので、そのまま流されていったとの感があります。中央もいくらかの認識はあったはずにもかかわらず、現場まかせであり無為無策だったのではないでしょうか。
2282	地方庁	その他(社会保険事務所)	知られていない問題かどうかは怪しいですが、現状でも疑重複調査の回答がえられなかったりした場合には基礎年金番号を新たに付番したりする現状があるので1人1番号という原則が守られない事が多いです。	6に対しての対応策としては事業主側に基礎年金番号の確認の徹底をお願いするしかないように思います。	職場に入ったときは実際にWMに残っている記録こそが全てであると認識していたのでこのような問題が起こることは考えることはありませんでした。 しかし、10年前くらいに年金給付に在籍していた際に年金請求者のもっていた厚生年金番号をWMで見たら氏名がブランクになっているのを見て不思議に思ったことがありましたから記録問題への器具の可能性を考えた最初の事案だと考えています。	機械化になったときの経緯やデータ移行の流れは自分はあまりしりませんが、 記録関係業務に携わるうちに紙ベースのデータの中で読み取り困難なものを 空欄や勝手な判断で損った収録をしたことが一番の問題点であると自分は 考えていますので、現在のシステム上で同様の事案をなくすには、読み取り困難な申請書類に関しては自己の判断によらず必ず申請者に確認なり返戻するなりといった対応が大事だと考え
2283	地方庁	その他(社会保険事務局)		方策も何も頑張るしかない		
2284	地方庁	その他(社会保険事務所)		現状については解決に向かっているとおもいます。	テレビで5000万件報道があってから 詐欺といわれても仕方がないので、過去の馬鹿なやつらがつみかさねてきた悪事を今いる我々でお客様に償いをしなければという気持ち	お客様に納得いく形で問題を解決できるように対応をこころがけた。若い子はかわいそうだという声をかなりいただきありがたかった。 年金相談が職員でないこと 若手は管理職や先輩の背中をみて育つが、その背中が薄っぺらい、まともな人材教育をやってこなかった。 とにかく入社したときから忙しくはあったが甘かった。初めて所属した事務所の所長をみて、これでいいのか？と本気で思った
2285	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	単に頭数をそろえるだけでは意味がない。スピードアップを考えるのであれば、OBの力を借りるしかない。	本人の記録が抜けてしまっているということは、年金を受給するにあたって、問題になることだと思う。少しでも早く問題を解消すべきだと考える。 年金請求時には、本人確認しているので、少なくとも受給者には問題がないと思っていた。受給前の人についても、最終的に確認するので問題ないと認識していた。マスコミで騒がれ始めてから問題と認識した。	最優先で取り組んできたが、マンパワー不足で無理がある。今の若い人には、罪はないのに、なぜこんなに世間から非難されないといけないのか。現場が一番大変だと思うし、とにかく病人を出さないように神経を使った。
2286	地方庁	社会保険事務所課長級以上		社会保険事務所において、慢性的に人員不足があり、年金記録問題の早期解決には、大幅な人員増と専門職員を配置する必要がある。	年金記録問題は、基礎年金番号導入時より始まっている問題で、以前より統合処理を行ってきている。問題は、その取り組み方とスピードであったと思われる。	一人でも多くのお客様の記録を確認し、年金受給につなげたいと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2287	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		基礎年金番号が導入された当初、資格取得届等を受理する際には、ほかの番号や手帳をお持ちではないかということを必ず確認するようにしていました。 そのような対応をしても、『宙に浮いた記録』が何百万件もあるということを知ったのは、マスコミなどで取り上げられるようになってからです。	上記のような対応をしました。 現時点で考えると、基礎年金番号導入当初の広報が足りなかったように思います。また広報の内容も、『放っておくと将来こういうことになります』というような具体的な内容を周知するべきだったと思います。 それから、広報以外にも、現在取り組んでいる黄色便のように、あなたの記録ではないですか？というようなものを、もう少し早くお知らせをするべきだったと思います。
2288	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録問題用のための人員の増員。 専門的な相談業務は一般職員でないと対応が難しいと思われるが、処理等で任せられる業務については他の賃金、謝金職員に多く割り振って負担を軽減するべきだと思う。	社会保険庁自体の歴史的な問題(不作為の積み重ねによるもの)だと認識していた。 テレビ等マスコミが話題にしだした頃、職場にいて知った。	通常業務のほか、窓口相談の際に個別の対応として記録を探す努力をした。 公的年金制度についての見通しの甘さ。(将来的に年金制度のウエイトが大きくなり、問題視されることが予見できなかった点)
2289	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に無い	再裁定の処理の遡及について、社会保険業務センターにおいて、複雑なケースについても、進達してから3ヶ月程度で処理する体制を構築して欲しい。	基礎年金番号に未統合の記録が多く存在している事。 平成19年5月頃。	基礎年金番号に未統合の記録を年金特別便等により早急に統合するようにした。 特にそう思っていたわけではないが、遡くとも年金を新規裁定するまでに統合すればよいというような考えが、心のどこかにあったのかもしれない点。
2290	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	知りません。	・時間がかかっても確実に記録の整理を行う。	進達による記録の入力は、パンチ入力であり入力後の点検が不十分であった。 各種届出書の届出内容(生年月日等)が正確でないものがあり、不突合が生じる結果となった。 存在は、新聞等で知った。	年金記録の管理において、入力誤りや事故リスト等の点検が不十分であった。
2291	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	コンピューター記録と旧台帳との突合作業。今行っている作業を地道に行うしかない。	職務怠慢といわれても仕方ないほどずさんな管理。正直、件数の多さに驚かされた。この問題を知ったのは、マスコミ報道され始めたころから。	被保険者、受給者の協力をえながら、可能なかぎりの調査を行う。 職員ひとりひとりの年金記録における認識と、重要性の認識の欠如と思われる。
2292	地方庁	その他(社会保険事務局)	これまで新聞、週刊誌等の特集記事などで掲載されたもの以外では特にありません。	職員(謝金職員も含めて、特にOBが存命中のうちに)等が、地区を決めて公民館やコミュニティセンターで土日に被保険者や受給者に面談を行うなど本人と実際に会って記録の確認を行う。ただし、今の人員からは10年の時間が必要と考える。	最終的にその方の老後の生活を左右する問題と認識はしていました。	ご本人の記憶にもとづいて職歴から調査を行いましたが、店舗名しか覚えていなくて会社名がわからず、記録が見つからなかったケースがあり残念で仕方がなかったことがありました。 今、紙台帳がすべてコンピュータ化されて再度調査ができれば記録が判明するかも知れないと思うことがあります。
2293	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				
2294	地方庁	その他(社会保険事務所)			納められた期間のものが年金額に反映されることなく宙に浮いたままになっていたことには不公平感を感じました。 基礎年金番号が始まって以降、被保険者においては相談時に記録の整備等を行っていましたが、年金受給者分においても存在するのは問題が判明してからのことでした。	真摯に受け止め、早急に解決できるよう親切・丁寧に相談には対応してきました。 基礎年金番号が始まった当初から現在のような記録に対する対応が取られていなかったことが問題であると考えます。
2295	地方庁	社会保険事務所課長級以上			基礎年金番号が導入された当時、各手番を統合処理してきましたが、100パーセント統合にはなっておらず、そのことについては、年金裁定請求時に本人の職歴申し出により整理されるものと思っておりました。	基礎年金番号導入時に各手番をきちんと統合すべく、今回のような取り組みをしておくべきだったと思います。
2296	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
2297	地方庁	その他(社会保険事務局)			未統合記録があることは知っていたが、年金の裁定時等に確認を行っていたため、ここまでの問題になるとは思っていなかった。	未統合記録の確認作業に対する認識があまかったと思う。1件でも未統合記録を減らしていくために努力していかなくてはならない。
2298	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	自己の年金記録に関し、国民が無関心であったことから発生した問題、また社会保険庁自体が申請主義にせんし、国民のための懇切丁寧な処理体制を構築していなかったことから発生したと認識している。1年10ヶ月前に入庁したときから、知っていた。	入庁時点では、問題が発生していたので、来所される全てのお客様に対して、相手の立場に立った親切・丁寧な対応に努めた。
2299	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。			
2300	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません		昭和55年4月に社会保険事務所に入職して以来、一番気になっていたのは、資格取得届が提出される被保険者に対して、年金手帳が添付されていない方には前歴などを調査せずに、新規に年金手帳を交付していました。このことが、現在の消えた年金記録となろうとは思ってもいませ	年金手帳を提出しない被保険者の責任であるとの認識でした。この認識が、問題の本質ではないかと考えます。特に対処をとることも考えていませんでした。その当時は、労働組合のこともあり、しなくていいことは、やらないでおこうという雰囲気があったように思います。
2301	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2302	地方庁	その他(社会保険事務局)			報道で大きくとりあげられるようになった頃に知りました。	年金記録問題以外についても感じることは、本庁と地方庁にある隔たり。特別便の対応ができなくなって定期便と一緒に回送してきてみたり、地方庁では必死に解決に向けてがんばっているのに、そういうものが全く感じられない。記録調査のまっただ中に市町村から名簿引き上げてしまったため、以前に比べて十分な調査ができなくなったと感じています。市町村で持っていた名簿以外のいろいろな情報が全くなくなってしまったために判明できなくなった記録もたくさんあるのではないか。
2303	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	現体制、また機構の人員は足りないとおもいます。 増員を計るべきです。 どんなにやれと言われても人が減らされれば進むものも進みません。	制度的な問題。 またオンライン記録に切り替え時の不手際。 入庁した当初から不備記録の存在はわかっていましたが、誰にかけあっても対処してくれませんでした。	お客様に対しまじめに対応しました。 反省点は記録管理の不備です。
2304	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録問題を専門に扱う人員の増員をして、解決までの時間をできうる限り、短縮する方策をとればいいと考えます。	今後の社会保険行政に対する信頼回復のために、早急に解決するべき問題と認識していました。 平成19年度頃に問題の存在が深刻であると、知りました。	年金記録整備の実務的な知識を深めて、記録整備を的確にしようと対応しました。 年金記録整備につき、もっと早い段階で解決に向けて対策しているべきだった点が、反省点として上げられると考えます。
2305	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	少しずつでも未統合手番を減らすこと	報道等で知りました。あってはならないことだと思いました。	不安・不信を感じて相談にいらっしゃるお客様に誠意を持って対応することが、 私にできることだと思って対応していました。
2306	地方庁	その他(社会保険事務局)		オンラインを土日も出来るようにし、職員に振替休日等の措置で全国できに進める。組織が職員のことを考え意欲的にする。	早急に解決しなければならない問題でもあり、それと反してすぐに解決できない問題だと思います。	窓口等ではお客様からいろんな情報を聞き取り、解決へむけ自分のおかれている立場では対応できた。また、集約センターや業務センターでは人数不足等だと思いますが、回答が遅いので、やはり、人員増加しかないと思います。
2307	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	被保険者による氏名並びに生年月日の偽装が行われていたものがある。	本人の申告に任せる他ない。	記録照会を行った際、本人の記録以外の記録が入力されていた案件が見られた。また、入力誤りも発見された。	本人以外の記録か否かを判断するには、本人に確認するしか術が無い。全ての方に自分の記録が正しいか確認する必要があるが、早期に行うべきだった。しかしながら、それを行うには莫大な費用がかかるため財務の承認が得られなかったと聞いている。職員個人では、将来にわたる間違いが発生しないよう注意するまた、間違いを発見した場合は速やかに訂正を行うしか方法が無いのではないか。 基礎年金番号の発足時に国民一人一人にきめ細やかな広報を行い、国民年金、厚生年金両制度にまたがって制度加入した方は間違いなく2つの番号を持っていることを周知すべだったので
2308	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	給付経験の職員を短期的集中的に配置して再裁定処理を行い、支払処理を早急に行える体制を作る。	勤務してある程度年金の裁定処理についてわかるようになった時、年金請求時に記号番号の重複処理をやれば良いといわれたが、本当にそれでいいのか疑問だった。そのため今後このような状況が起こりえるのではないかと懸念していた。	自分としては、その当時重複処理を行えるものはやっていたが、全体の考え方を変えるまでは出来なかったということが反省点であった。
2309	地方庁	その他(社会保険事務局)		高齢者が対象ではあるが、解決時期を決めず、必要な人材の確保と予算の確保。	過去の不の遺産。 国民年金の仕事をするようになってから。 市町村との納付記録に差異があり、その都度市町村と確認を取り合いながら、必要な記録補正をしていた。	せめて、自分の行う業務において誤りがないよう指導され、指導してきた。 せめて、手作業時代を経験していた者が在籍していた基礎年金導入時に、記録確認が行われていたらと思います。 年金記録問題勃発前に退職できた人たちがうらやましい。
2310	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にない。		名簿の記録がWM画面に収録されていないものが多数存在し、別人記録が一部に混入している等の問題があることは20年ほど前から知っていた。	組織としての指示がない中で、担当者にできることは目の前にある書類を片付けるだけであった。 担当者任せで放置されていたのが問題。1988年のオンラインシステム完成後直ちに全庁あげて組織的に取り組むべき問題であったと思われる。 また、1997年の基礎年金番号導入時にも問題を解決するチャンスがあったにもかかわらず、、、政
2311	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知りません。	これまで同様、地道に本人に確認して正しい記録に直していくしか方法はないだろうと感じています。	年金給付の業務に携わったときに、基礎年金番号に登録されていない記録がこんなにも多いことに正直驚いたし、本人の古い記憶を頼りに記録を結びつけることがいかに困難な作業かと実感しました。	給付課時代は何とか本人確認して記録を結びつけようと努力してきました。時間が経つほど困難になるので、基礎年金番号導入時に特別便のような大規模な記録照合作業を徹底してやっておくべきだったと思います。
2312	地方庁	その他(社会保険事務局)			大変複雑で根本解決するのは不可能と認識している。 テレビ報道されてから。	自分にできる範囲内で問題解決に努力した。
2313	地方庁	その他(社会保険事務局)				
2314	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	申し訳ありませんが、ありません。	記録の不一致が多々存在する、と認識しています。約1年前から知っておりました。	一人ひとりの方に、誠心誠意納得していただけるまでお話し、記録補正を性急に進めたいと思っております。
2315	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		特になし	
2316	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2317	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題はしりませんでした。 問題の存在を知ったのは、世間で騒がれ始めてからです。	対応については、思い浮かびませんでした。 反省点としては、本庁が情報をオープンにし、全国で共有して解決に向けて 進まなければならなかったのでは、ないでしょうか。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2318	地方庁	その他(社会保険事務所)		1件1件の詳細調査しかない。ただし、氏名・住所・生年月日のないものや名簿(戦災により)焼失したものは解決は難しいと感じる。	手審未統合記録に関しては、基番導入時以降に統合されていないものが多いので深く認識はしていなかったが、報道等により大きな問題となったことにより、認識するようになった。	台帳→オンライン化にあたって、データの移行誤りが多く見受けられるため、チェック体制不足であったと思われる。 また、基礎年金番号導入時に、未統合手番の解消をもっと深く取り組むべきであったと思われ
2319	地方庁	その他(社会保険事務所)		個人を特定できていない年金手帳番号の個人をできるかぎり特定する。	年金記録問題＝氏名等が正しく入力されていない年金手帳番号がある。 補正作業に従事した平成19年頃のこと。	氏名等を正しく入力し、基礎年金番号等に名寄せできるようにする。 そのような作業およびシステムの導入を、あと10年早く、遅くとも平成9年の基礎年金番号制度施行直後から開始するべきであったと考える。
2320	地方庁	その他(社会保険事務局)	ございません。	即効性のある方策は難しいと思います。全職員体制であたっているため、経験の少ない職員にとって新法、旧法あるいはこれまでの改正の取り扱いを理解することはとても困難に思われます。参考文献、マニュアル等も改正を重ねられており何を見たらよいのか非常に苦慮しております。今問題となっている年齢の方々は法律改正の過渡期に該当する方が多く一人一人慎重に対応しなければなりません。マニュアル、業務センター通信等ですでに解説済とは思われますが、今一度起こりうる問題点の解説(案件名とどこに解説があるかだけでもかまいません)を職	宙に浮いた年金がこれほど多くあることは思いもしませんでした。問題が存在することを知ったのはマスコミで報道されるようになってからです。基礎年金番号導入の際手番調査をしていると聞いておりましたのでこれほど多くの記録が持ち主不明とは思いませんでした。	今私たちにできることは窓口に来ていただいたお客様の職歴を詳細に聞き取りどんな些細な情報も聞き漏らさないようにし丁寧に調査しなければならないと感じております。 反省点としては漠然としてですが終身雇用があたりまえであった当時にできた年金制度は雇用形態、生活形態が多様化するなかで制度自体が国民感情とかけ離れてきているように思います。(負担ばかり増えて給付が少ないといったような)国が責任をもって行う以上より魅力ある制度に変えていかなければならないと思います。
2321	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在の調査体制は時間に追われているとも思われるので、もう少し時間をかけて1件1件現在のやり方で対応していってはどうかとも思います。	6年ほど前の育児休業中に年金記録問題を知りました。 こんなにたくさんの問題があるとは思っていなかったので、たいへんな出来事であると感じました。	とにかく真摯に取り組んでいこうと思いました。 問題点としては、年金制度は決して悪いものとは思わないですが、ただ、たくさんの方の年金に対し、もう少しやり方や記録方法を慎重にすべきだったのではないかと思います。
2322	地方庁	その他(社会保険事務所)		1件1件人の手により解決するしかない	平成19年に通知により知りました	異動などにより仕事内容に精通した職員が少なかったこともひとつの原因と思います
2323	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	わかりません。ただ、安易に被害者救済といって訂正すべきではなく、時間がかかってもじっくり調査すべきです。いつまでに解決させると言っていると新たな記録問題を起こす可能性があると思います。	手審については裁定時に統合すれば済むものと認識していました。	現場は資料を調べて回答するのみです。反省点は紙台帳のチェックやマイクロの整備を行ってから特別便を送付するべきだったと思います。
2324	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		年金制度設立当初が年金記録を紙台帳で保管しており、それから機械化が進んだことにより、事務の効率化は向上したがその一方で記録を機械に収録する作業がうまくいかない部分があったこと・以前は年金手帳番号を安易に払い出ししており、被保険者がいくつも年金手帳番号をもっていたことが原因である。機械化するときの入力処理の漏れ・番号払い出しのときに被保険者への確認漏れが問題を大きくしてしまったと思う。 入庁後、1年ほどしてからそのような問題が存在することを知った。	基礎年金番号を払い出す際に、他に該当記録がないかを確認し、重複して払い出すことがないようにしている。 また、窓口に来所者については、氏名索引を必ず行い、本人が申出をしていなくても、本人の可能性が高い記録について聞き取りを行い、記録が本人のものであると判明した場合には申出をいただくこととしている。 機械化するときの入力処理の漏れ・番号払い出しのときに被保険者への確認漏れがこの問題の反省点であると考えられる。
2325	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	年金記録問題の専門部署を設置したので、人材を増員し解決する。人員増については過去の状況を熟知しているOBを動員する。	報道された時に知りました。報道直後の社会保険事務所の混雑の凄さから社会的に問題の重大さを痛感しました。	相談者自身の年金記録に対する気持ちを思い接客しようと思いました。 なぜオンライン切り替え時に的確に処理しなかったのか疑問であり、基礎番導入後についても早急に年金手番の整理をするべきだったと考えました。 また、労働組合との関係も大きな弊害であったと思います。
2326	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	業務並に見あった定員の確保。	大きな社会問題と認識していた。	一件一件誠実かつ適正な事務処理を今現在も行っています。
2327	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	都道府県単位で、1箇所にて集中処理。	過去の負の遺産。 年金制度発足当時、保険料を集める事しか考えていなかったのが問題。	このような問題は世界中他国にもある問題なので、 これを機に国家プロジェクトとして、集中して取り組むべき。
2328	地方庁	その他(社会保険事務局)	厚生年金加入時の疑重複調査の回答がない場合、新規基礎年金番号が付番され宙に浮いた基礎年金番号が発生する。	疑重複調査における回答をするよう注意喚起を促す。ねんきん特別便のように、疑いのある者に記録の確認文書を送付し、回答を促す。	年金記録問題は優先して解決すべき問題だと思います。年金記録問題の存在を知ったのは、宙に浮いた5000万件の記録があると報道されたときです。	現在の仕事を遅延することなく、年金記録問題を優先してその時すべき処理を行いました。年金記録問題は新規手帳番号を制度移行時に付番していたことが、反省点だと思います。
2329	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません	?	?	?
2330	地方庁	その他(社会保険事務局)			「年金記録問題」については、「記録問題」と範囲を「記録」の1点だけに絞ること自体がおかしいと感じているところですが、「記録問題」については、過去(制度発足当初)からの制度に関する周知広報の不足による、加入者(国民)と行政側との認識のズレを放置した結果が非常に大きいと認識しています。	前述については、地道に各事業所担当や各被保険者の方々に説明していくほかはないと感じていますが、少なくとも窓口や電話などでの対応時に「向こうから1つのことを聞かれたら、そのことだけを答えればいいんだ」(これは新人のころに先輩から言われたことですが)などという対応は改善し、可能な限りの制度に関する情報を事業所や被保険者に提供していくことが必要だと思って業務にあたるべきと考えます。
2331	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		長年積み重ねられてきたため、解決が難しい問題と認識していました。問題の存在を知ったのは、平成18年頃だと思います。	問題の解決につながるよう窓口業務などに積極的に対応しました。反省点としては、記録の確認をお客様まかせにしていた部分があったことが挙げられると思います。
2332	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	コールセンターの処理能力を上げ、窓口来客数を少しでも減らし、事務処理にまわす時間を増やす。	全て解決するにはかなりの時間がかかると思った。 この問題はテレビ等で報道されて初めて知った。	できる限りのことはやろうと思った(やってきた)。 現場で処理をしている職員に周知する前にテレビや新聞で報道されることが多すぎて、対応に困ることが多々あった。最低限事前に現場職員にきちんと周知すべきだと思う。
2333	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし		台帳更新時などにきちんとしたチェックががされていなかったと感じられる。 更新時の漏れについては、業務上旧台帳確認が必要なときに、更新誤りを見つけ補正したこと	当時更新作業に対してどのくらいの人員が投入されたかは判らないが、現在の年金記録問題で投入してきた人員数規模で、複数チェックが必要であったと思う。
2334	地方庁	その他(社会保険事務所)		できる限り台帳とwmの記録をまず整備していくことが、大事だと思います。 そのうえで、記録の持ち主と思われる方に連絡を取っていくほうが、何度も連絡がくるという苦情は減ると思われます。	重要な問題だと思います。窓口相談をしていて感じました。 裁定請求書がターンアラウンドになって、通知が来ないと問い合わせを聞いたときぐらいに問題だと感じました。	年金相談の窓口対応をしていて、事前相談の方には、できるだけ記録整備を先に進めていくように、心がけました。 なにかで相談にこられたときに、徐々にでも整備していくことが重要であると思います。ひとりひとりができることは少ないけど、全員がやれば、すこしは件数が少ないと思いました。
2335	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		退職させられる職員に専念させる	問題認識はなかった。 年金記録問題が取りざたされたときに知りました。	できるだけ指示通りに対応しました。 真剣に考えていませんでした。
2336	地方庁	社会保険事務所課長級以上	社会保険事務所の被保険者名簿に戦時中の朝鮮人労働者の記録があるが、多くがオンライン化されてない。	本人(または遺族)の申請により記録を確認することが原則であり、保険者としては、調査できるよう過去の帳票などを整理することでよいのではないかと思う。	オンライン化されてない記録があることは、入庁当時から知っていた。生年月日の「まるめ」は平成18年に知った。	年金請求受付時に、本人から職歴をしっかりと聴取し、調査してきた。問題公表以降の記録調査において、これほど多くの漏れがでたことに驚いている。「まるめ」に代表される業者パンチ委託の問題点、審査リストの未処理問題が一因と思う。
2337	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	ねんきん記録問題については、地道に一つ々を丁寧に調査し、解決に結びつける他ないと思う。	単に手番の記録が、基礎年金番号に統合されていない事案のものであると思っていた。 マスメディア等で報道されてから。	ねんきん記録問題等のマニュアルに基づき、対応をしている。 基礎年金番号が付番された時に、積極的に統合処理を進めていくべきであったと思います。 又、もともと厚生年金記録については、住所管理がされていなかった事も統合処理をする上で困難になっている理由と考えられる。
2338	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現状の対応を継続する。	制度の信頼にかかわる問題、H119年	本庁の指示に従い対応。一人一番号の徹底がなされていなかった。
2339	地方庁	その他(社会保険事務所)	得にありません	職員を増やし、全所体制で取り組む	2.･3年前ぐらい	機会化になる時に紙台帳からの転記ミスが多いことや、マイクロ化せずにすべてオンラインに記録を転記すべきだったと思います。
2340	地方庁	その他(社会保険事務局)			大変な問題と認識 知ったのは、安倍政権のころ	期間照会処理に向け、いろいろな方向で検索して対応しようとした。
2341	地方庁	社会保険事務所課長級以上	承知しておりません。		いわゆる「消えた年金問題」が世間にクローズアップされた時に具体的な年金記録問題の存在を知りました。 それまでは、個々人の年金記録は、裁定請求時に記録が整備されれば、特に問題は無いという考え方をもっていました。	配属された部署において、可能な限り基番への統合等年金記録問題の解消に向けた対応をとりました。 今思えば、基番導入時に全庁を挙げた、徹底的な記録整備の取り組みを行なえば良かったと考えます。
2342	地方庁	社会保険事務所課長級以上		経験のある人員の配置。 判断に困難を要する案件を最終的に決断できる人材の選定。	記録統合は、年金請求時点で良いという状況であった。	基礎年金番号導入時に詳細且つ明確な指示がされていれば良かった。 当時は、とりあえず付番し、不明であれば新番払い出しも頻繁に行われていたように思う。 厚年加入時点で、キチンと番号を確認し、漢字収録すべきであった。また、 国年のように、住民票と一致する住所も登録すべきであったと思う。
2343	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	現在、業務センターでも努力いただいておりますが、マイクロフィルムで保存されている力セット収録データの展開を出来る限り、早急にすべて、WMに収録することで記録確認がスムーズに行なうことができます。信頼の回復には窓口での対応(接遇)も大事ですが、即時対応でき、確実な回答であることが必要です。具体的には、地方レベルでも被保険者名簿から確実に確認できるデータは展開できる補正処理を可能にすることで業務センターの事務軽減になると思います。	自身は、データ閲覧や保険料免除の頃は厚生局に出向中でしたので現場の状況はあまりよくわかりませんが、戻ってきてから国会で消えた番号と騒がれました。消えているのではく、基礎年金番号設定以前から、過去一人ひとつの番号で勤務をするところを過去の勤務経歴を知られたくないなどの理由で新規を出さざるをえなかったような気がします。初めて、適用関係業務が昭和60年だったので特段、問題意識はありませんでしたが、特にタクシー業界の方々は、たくさん番号を持っていると感じておりました。	(8)の頃の担当は、2年程度でしたが、なるべく手帳番号重複取消とするよう担当する事業所(当時は組合管掌担当)には依頼したような気がします。 また、基礎年金番号設置前ですが再度適用関係の担当になったときは、古い資格照会業務で年金裁定に先頭記録が再取得表示ですと補正が必要で、その補正とともに出来るかぎり、他の被保険者も確認し、事業所毎に同内容の補正や氏名の未収録を補正した記憶があります。当時はまだ補正できる時間もあったので他の事務所や局(当時は管理部)に積極的に補正の必要性を伝えられれば少しは今の状況がわずかでも変わっていたかと思うと残念です。
2344	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	1件1件、地道に対応していくしかないと思います。	報道などでこの問題が取り上げられるまでは、あまり問題意識を持っていませんでした。	申請主義、裁定請求時確認主義に何の疑問も感じなかったことが、現時点から見た場合の反省点だと思います。
2345	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	当時、どのような形で管理をしていたのかをはっきりさせることは必要であると思う。今後についても、事務を行っていくうえで統一的な方法を示してもらえれば、と考えます。	以前の管理が台帳等オンライン管理ではなかったとや、全国的に細部まで統一されていなかったこと、被保険者本人が年金の仕組みについて理解できていなかったこと、などによる制度や職員の問題であると考えていた。問題を知ったのは、実際に明るみに出てから。	記録問題についての理解を深め、また、加入者である被保険者にも理解をしてもらえればと思った。反省点としては、当時の管理がまちまちであったことや、職員の中に責任感がないのではないかと思われる人がいたこと、制度に対する理解が不十分であったことなどがあると思う。
2346	地方庁	その他(社会保険事務局)			数量的、また技術的に途方もない問題 7年前くらい	ひとつひとつ対応していくしかない 短期的な解決法、その場しのぎの方法が多かったこと 長期的な計画を立て、簡易にすることが必要と思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2347	地方庁	その他(社会保険事務局)	無し	再裁定の遅れを取り戻すため、人的な増員機械的な部分の増設を行い、集中的に行う。	古い記録のものについて、整備がされておらず、検索・補正が困難で一般的に不親切な部分があり、大変な問題であるとの認識がありました。記録の整備を担当した平成17年4月～存在を知りました。	補正・実態については、マニュアル整備を担当者レベルで行い、担当課内で情報の共有化を図りました。反省点としては、この問題は以前から分かっている部分だったと思います。積極的な呼びかけを行ったうえでお客様目線での対応を早急に行う必要があったと思います。
2348	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	未登録の手帳番号を本人特定できるようにしていかなければならないと思います。	あってはならない問題だと思いました。2～3年前くらいに知りました。	ねんきん特別便の窓口に来られるお客様が大勢いましたので、事務所全員で対応していました。また、記録判明した可能性のある方に電話対応するなど、1人でも多くの方の記録が正常になるように努めました。旧台帳から機械管理にした際に、きちんとされていなかったことが問題だと思います。1人1つの番号ということを、年金制度が始まった時点から行うべきだったと思います
2349	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません		社会保険庁オンラインシステムが行われて以降、記録調査をしても見つからない機関があったことがありました。当時の記憶では、オンライン被保険者記録に全部が収録されていないことが今後大きな問題になることを職員の間でも会話となっていました。県の幹部にも要望し記録整備をお願いしましたが、当時の回答は、「社会保険庁からは、予算がないからできない」とのことでし	もっと、現場職員の要望を聞いて問題解決に向けた社会保険庁幹部の方々の問題意識を変えないといけないと思います。「予算がないからできない。」で現在の結果できらに無駄な予算を使っているわけですから、そういう意味で行けば幹部の方々が予算を確保する努力が一番大事となってくるのではないでしょうか。
2350	地方庁	その他(社会保険事務所)		更なる年金記録問題に対し、全職員が記録解明に全力を挙げることが必要。ねんきん特別便の専用窓口職員の十分な確保。そしてこれからますます増加する来訪者のため年金相談窓口職員のさらなる増員。	平成19年6月ごろに、全国的な年金記録問題が発生したものと記憶しています。当時私は年金相談窓口職員であったため、お客様の年金記録問題に第一線で直面し、お客様の大切な加入記録を判明、解決させることが最重要課題であると考えておりました。	現在、年金再裁定業務を担当しており、早期に記録判明、記録統合の手続きを行い、再裁定処理時間の大幅な短縮を図ることが、急務であると考えます。
2351	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	①事業所台帳を国民に公開する。 ※被保険者記録は個人情報なので公開をしないほうがよいが、事業所情報(どのような事業所がいつ適用になって喪失したか等)は公開しても個人情報にはつながらないので公開し情報提供を行うことによって解決に向けて前進すると思います。 ②社会保障番号を導入し、税務・年金・保険・労働保険・住民票等を一元的に管理すべき。 ※一元的に管理することにより、届出の簡略化ができますし、管理するホストコンピューターの維持費も節約する事ができ、あらゆる面で効率化ができます。	入庁時から基礎年金番号以外の手帳番号をいくつも持っている人がたくさんいると思っていた。	(私の反省点) 国民年金の徴収業務を行っていた事があるが、保険料を徴収しに未納者の方の自宅を訪ねることがあったが、そのようなときに保険料徴収だけでなく記録の確認をもっと積極的に行うべきであった。 (制度の反省点) ①基礎年金番号制度が導入された時点で積極的に国民の皆様に他に手帳番号がないか働きかけるべきであった。 ②裁定主義(記録を確認・整備を年金の裁定時に行う)ではなく、定期的に年金の記録を国民に知らせるべきであった。また、厚生年金に加入や報酬が変更になった時点で国から国民に情報提供をすべきであった。 ③年金の記録のみでなく税・労働保険の情報・住民票情報・医療保険等すべての国の業務を一元的に管理すべきであった。
2352	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	平成9年1月1日の基礎年金番号導入時に他人の番号で基礎年金番号が付番されているケースがある。おそらくほとんどは、平成9年1月1日時点においてすでに受給者であり、受給原簿に収録されている裁定の基となって手帳番号が誤って収録されているケースと思われる。	まずは、平成9年1月1日の付番処理の方法を確認し、合わせてこうした事象について当時対応をしていたのかを確認する。また、現状そういった状態にある方を調査する方法を検討し、調査・訂正を行うべき。	大変な問題だと思うが、知ったのは報道により。	現在の部署に配属されており、具体的に何か対応しようとはしなかった。当時のチェック体制がずさんであったのではないかという点が反省点と思われる。
2353	地方庁	社会保険事務所課長級以上	被保険者記録(紙台帳)が焼失等によりないこと。あるいは番号が飛んでいること。厚生年金の払出簿に二重払出がある。		手番の統合もれ、WMへの収録もれ。適用課にて業務に携わった頃。	当時、本人のものと明らかであっても、本人には会社の名称等言えず、統合までいたらなかった。
2354	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	なし。	国民の権利を侵害する重大事件であると感じた。 現在の役職となった平成19年6月以降であったと思う。	従来の業務対応では人員的にも時間的にも不足することが考えられるため、職員間の問題意識と危機感の共有を高め、さらなる業務効率の向上を図り記録調査優先として対処した。 しかしながら少なからず通常業務への影響もあったことから、業務分担の見直し等を行い、各職員の負担の均衡を図るよう努力した。 成績優先、地方の比較競争なども少なからず不正を助長した要因ではないかと思います。 人間の弱い部分が露呈したカッコ?ですので、人材育成をさらに努力する必要が あると思います。
2355	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません	スピードとともに正確さを追求すること。ハード(システム)とソフト(窓口対応)両面において。	報道がされて以降。	お客様に対する対応において、従来の窓口越しの対応ではなく、お一人お一人に丁寧に説明し理解を求めること。
2356	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	いままでのやり方でいいと思う。	3年前マスコミの報道で知った。	1つでも多くの年金記録が国民の皆様に結びつくよう、記録調査等に全力を注いだ。この問題が表面化するのが遅すぎた。旧台帳当時をよく知っていると思われるより多くのOB、OGに協力し
2357	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし。	既に指示されている方策をきちんと行っていく。	組織の信頼をそこなう問題。 当時の報道で。	不安な思いで来所されるお客様に丁寧に相談をし記録を見つけた。 記録の回答・再裁定に時間がかかる。
2358	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題はオンライン化した記録のミスや不備があること。未統合・未整理の記録が存在することと認識していました。 平成17年の10月(採用時)	担当している業務を効率よくこなし、事務所全体で取り組んでいる記録問題業務に少しでも多くの時間をかけられる様にしようとしました。 この問題についての反省点は年金記録管理体制及び業務方法の不完全性だと思います。具体的には「申請主義」に偏倒した法整備を含めた体制をとっていたことです。制度設計段階で将来こうなるというリスクは予測できたものだと考えます。また、仕事量を減らし各個人の負担を和らげることに重きを置いた組織体質、それを容認した管理体制があったと思われます。
2359	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません		未統合の記録が多数存在することを知ったのは，マスコミ報道をされるようになってからですので、正しい記録で年金の決定を行えないことは、国民に皆様に不利益を与えてしまうことであると、重要に受け止めております。	年金特別便でのお客様の来所時には、過去の記録ついて聞き取りを行い記録の整備に努めたと思っております。
2360	地方庁	社会保険事務所長	特になし	特になし	年金記録問題は、日本の社会福祉に対する認識の欠如が問題だったと認識していました。	この問題を踏まえて、日本の年金制度を含む社会保障について理解してもらえるよう積極的に対応しました。この問題の反省点は、国がこの制度を国民生活に浸透するための努力が足りなかったことだと思います。義務教育の教育課程で、国民に社会保険と社会保障の関連性及び重要性を認識させることで、国民の関心が高まり、ここまでの問題にならなかったと思います。また、社会保険庁としては、国の社会体制に欠如はあっても、問題に気づいた時点でその欠如を改善するべき早めの対策を組織全体で取り組むべきだったと思います。
2361	地方庁	その他(社会保険事務所)			世間一般に知られる前から、未統合記録についてはこうなるであろうことが懸念されていた。	立場上何もできなかった。 対処が後手後手になっていると思慮される。
2362	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	すべての職員が、年金記録問題意識を持ってお客様の対応をすることが大切であり、来所されたお客様へ必ず記録問題について確認されたのかを確認し、できていない場合は必ず問題を確認し、解決の方向に持っていくような説明、申し出等を提出していただき、日々処理を行うことが大切であり、職員個々の認識が低いのではないかと思われるので、対策を採ることが方策であ	平成9年1月1日に基礎年金番号が始まったときに、当時の社会保険庁に確認したところ、今後10年かけて整理をしていくとの話であったので、その時点でこの問題があることを認識した。	記録問題は職員個々で解決できるものではないと判断はしていましたが、期間照会等では、昭和17年6月から厚生年金が始まっており、カミダイチョウで保管してるため、歴代担当者の索引マニュアルを作成してもらい期間照会に対応していたが、紙台帳をもっと早くPCで確認できるようにしなかったことが反省点ではないかと思います。
2363	地方庁	その他(社会保険事務所)	ないです。	現在の方法以外に思い浮かびません。	国民生活を揺るがす大問題。 新採の頃、年金裁定請求の点検を行う際より疑問に思っていたが、先輩が「ご本人に確かめて、覚えがないと言われれば、これ以上はなすすべがない」と言われ、一番下っ端で右も左もわからない私がどうこうできる問題でもなく、泣き寝入り状態であった。	このたび、このような形ではあったが、記録問題にメスが入ったことは、私としては非常に嬉しかった。 とても辛い仕事ではあったが、とにかく迷子になっている年金記録が、ご本人の元へ帰れるようにと、私にできる限り頑張っている。 人の記憶は、どうしても風化してしまうが、それを何度も何度も確認しては、思い出そうとしてくださるお客様ばかりで、大変に胸をうたれている。 問題点は、やはり一番初めの紙台帳管理に問題があったのではないか、と思われてならない。 私が紙台帳を見る限り、きちっと記入される職員と、ずさんすぎる記入をされる職員とがいたことが、あからさまに見受けられ、今更嘆、姿も知らないそのずさんな職員を恨めしく思うことが少なからずあった。旧台帳しかり、である。 働く私たちのスタンスを再確認し、仕事に責任と誇りをもてれば、こんなことはないはずだ、と何
2364	地方庁	社会保険事務所長	そのようなことはない。全て、提供していると思う。	人海戦術で解決するしかないのか。	業務として適正処理と思っている。	不適正処理を行ったといわれているが、業務マニュアルどおりだと思っている。この処理が不適正であった。早急に解消するべき対応するしかない。
2365	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	特にありません。	記録照会者にデータをペーパーで見せなかったことが不審を招いていたのではないか。	現在は、記録はすべて開示しているので、これからは、問題は生じないと思われます。
2366	地方庁	その他(社会保険事務局)	年金記録第三者委員会で認定された違法な資格記録訂正の斡旋	法令遵守 給与明細があれば良いとする誤認識を是正(事業主が誤って給与天引きしている事案)	「消えた年金記録」等が発覚する前は、年金個人記録の特定方法が慎重すぎた(裁定請求時において加入者本人の記憶を前提とた特定方法であり、社保保有の保人情報提供が少なすぎた)と現時点では感じるところですが、「ねんきん特別便」等によりみなさまからの声を頂戴した後は、準直にPR不足が最大の問題であったと感じています。 国民年金1号および3号被保険者にはダイレクトにPRできたとしても、被用者年金加入者は届出義務者を中心としたPRであり、加入者自身には届出義務者からの伝達依頼であったことだと	「ねんきん定期便」を本当の意味で定期的に発行し、みなさまに再確認できる機会を増やす。 現在は報酬に関する情報もお知らせできていますが、給与明細上の表示がさまざまであり給与明細を保管しても突合できないかもしれません。 表示方法も法的に整理できればもっと良いかと感じます。
2367	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			年金記録問題については、年金を受給している人については、正しい年金記録および年金額を受給する必要があり、これから年金を受給しようとしている人については、正しい年金記録および年金見込額を提示する必要があり、この問題を解決するにあたっては、一日も早い解決を目指すべきだと認識しています。なお、年金記録問題が存在することを知った時期には、「5000万件」についてマスメディア等で盛んに報道された時期(平成18年後半以降)です。	年金記録問題の解決に向けて、「ねんきん特別便」等の受付業務、年金記録の補正業務および再裁定業務を積極的にこれらの業務の支援を行っております。現時点での反省点としては、支援という形式を取っているため全部署体制を取っているにもかかわらず、支援を行う職員および支援を依頼する職員がお互いに遠慮しあったりしていることを支援中によく体験しており、いわゆるセクショナリズムが存在していることを感じています。
2368	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	広報により受給者、被保険者に正しい情報を伝えること。 照会された内容に対し、知識を持った職員が調査しきちんとした回答を行うこと。	年金額に関わることで大変大きな問題だと思います。年金記録問題としてとりあげられるまで認識していませんでした。	平成9年基礎年金番号導入時点での取り組みが中途半端だったのではないかと思う。他の手帳番号の登録をきちんと行っていれば照会件数は減っていた。 また、健康保険厚生年金資格取得の際、疑重複番号が出た際の対応はきちんとされていたのかが疑問です。(特に都市部)
2369	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。		年金記録問題については、基礎年金制度が発足後に基礎年金番号以外の手番の統合・確認を積極的に行なわず、本人からの意思による確認に頼りすぎてしまったために確認が取れなかった手番がそのまま放置されている問題と認識していました。 私がこの問題の存在を知ったのは、この職場に入って2、3年ぐらい経ってから(約7年程前)で	私はこの問題に対して、一人一人の被保険者に対してその人の立場に立って親身になって対応するように心がけ、地道に少しずつでも問題解決に向けて取り組んできました。 しかし、繁忙期には一日に何百人もの方が訪れたため、現状の職員だけでは十分な対応ができず、満足のいく対応ができなかったことが反省すべき点と思っています。
2370	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	スピードアップのため人員を増やすべき	年金制度が長期制度である事にかける制度的問題が大きいと感じていました。複雑になればなるほど制度の維持管理に費用や人員が必要なるが、その逆を行っている。	決められたことを決められてようにまじめに遂行することに心がけています。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2371	地方庁	その他(社会保険事務局)	年金記録問題で以前、国民年金保険料納付の調査があった折、OB(退職者)に聞き取り調査を行った経緯があるが、その時の話しの中に昔は国民年金の納付督励を行う際に、夫婦二人分の保険料納付が困難な場合は、奥様の分だけでも払ったほうが良いと説明していた。昔はカフ年金が奥様に支給される制度があり(奥様の納付要件で受給資格を見ていた)、ご主人様が未納でも奥様が納付していれば、年金が支給されると説明していた経緯がある。第三者委員会では、夫婦の内一人(妻)が未納がないようにきれいに納付しているのに夫が未納となっているのはおかしいと、あっせんするような話があるが「おかしい」と言われたことがある。	年金記録問題の解決には、社会保険庁が保有している記録に基づき、国民の方々一人ひとりに確認を取る必要がある。年金事務所には一般のお客様や事業所様が必ず来所されるので、最低限の人数を配置する必要があるが、それ以外の上司も含めて、全員で電話なり手紙でのお知らせを行い、また戸別訪問を行って突合していくしか方策はない。現状も「年金記録回答票」を提出していない方々が多いと聞いている。また、今始まったが市町村の保有する台帳と住所を付き合わせて市町村において対応する対策が取られるようになったが、市町村まかせとはせずに、機構職員も一緒になって電話や戸別訪問をする必要があると思う。(それでなければ、市町村からは「すべて市町村まかせにしてから、機構職員は何もしない」と言われかねない。)とにかく相	業務の中で、被保険者記録を扱ってきたが、このような問題になるとは思っても見なかった。考えてみれば採用された(配属)直後、適用課で紙台帳に事業所から提出された資格取得届から転記していたが、決裁のとき上司はその紙台帳などはチェックしていなかった。(オンライン後はリストとチェックできる体制となったが)このような問題になってから、思うのはおかしいことではあるが、国民の皆様一人ひとりの将来に関わることを業務としていることを認識することが重要と考える。(提出された書類は「お金」と思って、処理すればいいんだと雑に扱わずにすることが必要) また、オンライン記録に誤りはないと思い込み業務を行ってきたが、紙台帳からオンラインへ登録するときに誤りが発生していたとは、思っても見なかった。このような問題を知ったのは「年金記	日頃携わっている業務について、国民の皆様一人ひとりの将来に関わる情報を管理していることを肝に銘じて仕事をしなくてはいけない。 若い職員のスキルアップと業務への姿勢についての意識改革の重要性、誤り等を起こさないように相互チェックを徹底する。
2372	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	有効な解決策は、これ以上ないと思います。紙台帳自体が不正確なので、 むやみやたらに予算をつぎ込むのは、どうかとおもいます。	最初は、被保険者の思い違いだろうと思っていました。しかし、19年頃より調査依頼に基づいて調査をして行く中で、意外とwm上に記録誤りがあるな、と感じ始めました。	調査依頼に基づく調査をきちんとして、訂正の必要のあるものは、早急に訂正することを心がけました。過去に、市町村に台帳を破棄させたことが反省点だと思います。
2373	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にないです。	通常業務と平行して行わなければならないので、やはり人海戦術が必要かと思われます。ただし、正確性、迅速性が問われるので、年金に対して英知のある職員が対応すべきだと思います。	基礎年金番号に統合されていない手番があることは知ってましたが、年金請求時に統合するという流れがあったので、特に年金記録問題と意識してませんでした。 年金記録問題は、マスコミで取り上げられるようになって知りました。	通常業務とは別に、社会保険事務所への支援に行きました。平日月に二回、休日二回とあり、代休も取れない状況でしたが、とにかく多くの人が、この問題に関心を持たれ来客されるので、誠実に対応したつもりです。 年金記録問題に対して、職員の問題意識が薄かったことは反省すべき点だと思います。
2374	地方庁	その他(社会保険事務所)	現時点においても十分な確認なしに新規付番・疑重複が払い出しされています。	予定されている住基による住所管理を実施した上で、全職員が住基にアクセス可能な環境をつくるべきです。 最終的には基礎年金番号ファイルに住基コードを登録することによって本人確認の精度を高めるべきです。(住基の正確性に依存することになりますが。)	内閣・厚生労働省・社会保険庁・都道府県・市区町村の行政的な瑕疵、国会の立法的な不備、本人・事業主の手続き上の瑕疵をすべて社会保険庁の記録管理に欠陥があるとしたもの。 (社会保険庁に責任がない・もしくは薄いと言っているわけではありません。どのような理由により発生したものであれ、最終的に年金記録が現実と違うこと自体が社会保険庁の責任であると言われればそうではないとは言えませんので。) マスコミによる報道により了知しました。	新たな問題が発生しないよう、適法に業務を行うようにつとめました。また、重複付番を原則として行わないようつとめました。 反省点としては、(6)で回答した問題への取り組みが組織として不足していることです。
2375	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	いいかげんな回答はできないので 体制を整えた上で順序立てて方策を練って解決する。	大きな問題と認識。特に、磯械上にも、また、台帳としていつでも見れる状態にない年金記録があったことについては、まったく知らなかった。 年金記録問題の報道が出てから知った。	一つ一つに対して、きちんと解決しようと、記録問題に向き合いました。 反省点としては、あまりにも、場当たり的な対応過ぎたこと、基本計画を立てた人にどれだけの年金に関する知識があり、どれだけ現場の対応能力の許容範囲を理解していたかわからない中での対応であり、ただただ混乱を招いたように思えます。
2376	地方庁	その他(社会保険事務局)		・年金機構として・・・期間調査、回答の作業をする人員の増員、作業場所を確保し、できるだけ回答を早くできるようにする ・第三者委員会は・・・人員を増員するか、調査の業務を民間会社に業務委託をし、照会者が求める調査を、年金機構の手を借りずに、独自で旧台帳なども含めて調査を行い、回答をする		
2377	地方庁	その他(社会保険事務局)				
2378	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	国民の信頼を回復し、ご期待に応えるように全職員で全力で取り組まないといけないと思います。	平成7年に入庁しましたが、申請主義であったことに驚いた記憶があります(社保庁に限りませんが)。例えばお客様が年金請求手続きや相談に来所された際に、未統合の手番があるのを知っているにもかかわらず、お客様から申出が無い限りは、一切教えてはいけないなど。当時は(といっても年金記録問題が起こる前までは)別人の記録を統合することによって、実際の記録を持つお客様に不利益を被ることがないように、そういった対応をするように教えられていました。また、基礎年金番号が出来たときも、出来た当初しかお客様にお知らせしていなかったので、後で未統合のままなどの漏れ者が必ずいらっしゃるだろうと思っていました。	出来る限りお客様に別手番があることを思い出していただくように対応をしていました。ただ(8)のとおり、こちらからは教えてはいけないよう不文律のようなものがありましたので、なかなか対応が難しかったです。最初から特別便や定期便などの対応をしておけば完全にはないにしろ、防げた問題であったと思います。
2379	地方庁	その他(社会保険事務所)			5000万件問題については、以前から未統合の手番があることは認識していたが、年金請求時等に確認統合していくことで順次整理していくというふうに考えていました。 消えた年金問題については、平成19年のマスコミ報道により認識しました。それ以前は、本人の申出があっても記録確認して該当なければ該当なしとして回答していた。当時は調査結果がすべてであるという立場だったと思います。	窓口相談時に本人の申出について確認し回答していた。 現在のような、第三者委員会のようなものがなく社保の記録がすべて正しいという状況があったことが問題であったし、それ以前に年金記録の管理のずさんさが問題だったと思います。
2380	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	もしそういった案件があるようなら、誠意をもって対応し、お客様の理解を得られるよう対応すべきと思います。	報道された後です。	誠意をもって、お客様への説明を心がけました。 また質問を受けながら、被保険者一人一人の年金制度への関心の低さや、説明するにあたり制度の複雑さを感じました。 わかりやすい広報、制度のスマート化が必要だと思います。
2381	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし。	職員の中での情報の共有。 国民に、報道の正しいこと等、誤っていること等、きちんと説明責任を果たすことが必要。	こういう状況になっているとは、正直現場では知らなかった。一連の報道があってから知った。	正しい現状を把握するのに努めた。 情報の共有がなされていなかった点が、反省点と考える。
2382	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	国民年金の加入者には資格取得時に通知がされるが、厚生年金加入者には事業主宛の通知のみであるため、本人がいつ資格取得したのか認識のないことが多い。被保険者証を見れば分かるが、その認識も少ない印象を受けるので、今後は本人宛にも通知するようにすれば、厚生年金の加入時期が違うと言われる記録に対する相談内容がなくなると思います。 勤務年数が少ない者にとっては、過去の記録については、各都道府県や市区町村での台帳管理が分かりづらいので、もっと分かりやすいマニュアルのようなものがあったらいいと思います。	過去の年金制度が複雑で、基礎年金番号に統合されていない番号があることは知っていましたが、このように年金問題が報道されるまで、このようになっているとは知りませんでした。	相談者や記録照会への回答時には、とにかく本人からの情報を聞き取り、調査しました。 過去の記録のWMへの収録の誤りが多いので、合機ときちんと突合しなかったのが悪いと思います。 また、紙台帳の記録も分かりづらいので、今後は誰が見ても分かるような管理をすべきだと思います。
2383	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	国民のみなさまへの謝罪 これまでの年金制度の変遷、業務運営の方法、実態を 分かりやすく公開して、共有する。 解決に向けて国民お一人お～人の協力を求める 再発の防止 が必要と思われます。	国民生活に深刻な影響を与える問題(生涯設計、景気、 公的な業務への信頼など)と認識しています。 国民年金の未納未加入問題がクローズアップされはじめた、 平成14,15年ごろからです。	当時国民年金課に在籍しておりましたので、 戸別訪問を増やす、広報資料を作成する、年金の知識を習得する などして、できるだけ丁寧な説明ができるよう心がけていました。 国民お一人お一人からの視点が不十分であること、現在の大半の 記録は正しく届出等をされていない方の方が悪いかのような、 勝手で無責任な認識、信頼というものに対する認識の甘さなどが なかったか、自分自身の業務への取り組みや職場全体の業務について、 反省しております。
2384	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	人数を増やして取り組む。	紙台帳から機械化された時の漏れが大半であり5000万件もあるとは思わなかった。国会で取り上げられ、マスコミで報道され始めた頃。	窓口や健保厚年の資格取得時等で過去の職歴有無等がないかどうかそれ以前以上に注意して対応した。 記録整備にかかる知識がある職員の数をもっと投入することが必要であると思われる。(退職者やOBの方等も含め)
2385	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	特に無し	特に無し	特に無し
2386	地方庁	その他(社会保険事務所)	その他に知っている問題はありません。	現在行っている記録問題の解決方法を継続して行っていくべきだと思います。	年金記録については基礎年金番号への統合もれがある場合でも、裁定請求時に再確認することで記録もれが判明することが多く、これだけ多くの記録もれがあることは認識していませんでした。また、標準報酬の誤りについても事業所からの届出を基本としているため、改ざんなどが存在することは考えられませんでした。なお、上記のような今回の問題については報道等で初めて	裁定請求時において、請求される本人が厚生年金等に加入されていた事を忘れられていることもあり、基礎年金番号への統合もれがないか、確認を行うことを改めてきちんと行うべきであり、適用においても基礎年金番号の二重払い出しを行わないよう、注意すべきだと思います。また、標準報酬においては事業所に対しての指導、および調査を今後も入念に行っていくべきだと思
2387	地方庁	社会保険事務所課長級以上		過去の未備記録の速やかな整理。	過去の記録管理においては、紙媒体、手作業であり不備記録が存在しているにもかかわらず、記録が完璧なものという前提で対外的に対応してきた結果という要素が大きいのではないか。過去の記録管理、事務処理自体はその時代に沿ったものであったと思う。	被保険者等の対応において、過去紙媒体の火災消失や、経年劣化、人的ミスなどによって不備となっている記録があることを前提に、直接的な証拠を持っていなくとも、記録回復等を図る方法を整理しておくべきだったのではないか。
2388	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	早期年金支払い体制(人員)もを強化されているので、何も申し上げることはありませんが、年金相談を受ける年金事務所の人員確保も欠かせません。方策でなく意見となります。	年金記録判明による新規裁定や再裁定があり半世紀以上の年金制度の清算をしていること、生活保障となる年金支給に誤りがあり受給者に多大なご迷惑をかけていることと認識しています。そのような問題が存在することを知ったのは社会的に認識された時期と同じです。	窓口での対応を正確丁寧迅速を実践しました。
2389	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特になし	通常業務と分離した特別チームで解明作業を進めるべきと考えます。	永年の歴史を踏んで制度運営してきたものが、時代の要請との乖離が限度を超えたために不安と不満が一気に噴出したものと考えます。マスコミにあおられ、政治目的に利用された形で今の価値観だけで議論されていることが悲しくてなりません。年金制度と社会情勢のずれは、年金業務に携わった職員は日々感じていたと思います。	手番統合など目に触れた機会には即座に処理するように、自分がやれる範囲で精一杯やろうと考えそのように取り組んできました。記録を正確に管理するためには、統一番号化が必要なことは事業を運営する立場であれば誰でも考えることだと思いますが、「国民総背番号制」反対などの意見で実現できなかったことが今日の問題を大きくした原因だと思います。事業に携わるものとして、将来国民のためになると考えるものはどんなに反対があっても、訴え続け、理解を求め、改善する姿勢を持ち続けることが大切だと考えます。
2390	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	現状の方法(本人照会→確認)しかないと思われる。 データの突合に適したシステムの再構築(020-1-10の事業所名検索を一部検索(現状は事業所名の前後いずれかの一致)が可能にできるシステム等)。 また、事業所名称の変遷、屋号、店舗名については、いくら事業所検索システムを作成しても、該当社保でなければわからないこともあるので、情報の共有が更にできるようにする。 事業所検索システムは、古い名簿の事業所名称(変遷等)が載っていない場合があり、完璧なもの(今まで他庁照会でできていたレベル)ではないので、随時新しい情報を更新していく必要があると思う。	今回の年金問題が発生と同時に知った。	年金番号制の不完全さ。 偶ごとに年金番号を管理し、現在と違ってコンピューター検索などで前払い出しを確認できないこと。 事業主、被保険者の周知、認識不足(現在ですら厚生年金加入手続きの際に、本人の年金番号等確認しない事業主もいる。現在は疑重複などで重複払い出しを防止できるが、当時は新規払い出しとなり、年金記録が細切れになってしまう) 年齢の区切り等に年金加入記録を通知し、その都度の確認をしていない怠慢。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2391	地方庁	その他(社会保険事務所)	しりません。	人の増員	国の信用を失う問題だと認識しました。 知ったのは、19年ごろだと思います。	信用回復に向け、早急な解決に努力するようこころがけました。 記録の管理ができていなかった点が問題だと思います。
2392	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題については、皆様の大切な年金であり将来の生活に影響を及ぼす重大な問題であると認識しています。	お客様からの問い合わせに対して、真摯に対応しました。 年金記録については電算化以前の記録不備が多く、過去の記録整備対策ができていなかったためと思われます。また、被保険者・事業所への年金番号の管理についての周知・広報が徹底されていなかったことも原因の一つだと思われます。
2393	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にない。		初めて期間照会の仕事を担当したとき(平成元年ごろ)に、コンピューターに収録されていない記録があるんだなと思っていた。でも、過渡期なので仕方ないぐらいの意識だった。	まだ経験も浅かったし、知識も無かったので特別な対応もしなかった。今思うにコンピュータに収録できない記録については国民に対し特別便のような形での問合せをすべきだったと思われる。
2394	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	新聞等、報道機関にて明らかにされている以外のことは、存じておりません。	可能な限り、古い記録(残存している紙台帳等)を探し突合せていく、ことに尽きるかと思います。	基礎年金番号制度導入前ですが、複数の年金番号をお持ちの方がおられると知った時、および事業所からの届(資格取得届等)が必ずしも正確ではない例もいくつかありましたので、将来漏らさず番号をまとめられるのかな、とかすかな疑問を持った事ははありました。	周りの先輩等に尋ねてみたこともありましが、それ以上のことは行ってきませんでした。 疑問を持った点を突き詰められなかったことと、問題点を全体で共有できなかったこと、かと思います。
2395	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に、ありません。	全国の実態調査等の方法に準じて、市町村に委託するなど、広域な管轄を保有しているところを活用してはと思います。	統合されていない記録がこんなに残っていることに驚いています。行政が放置していた大問題、記録問題が生じた時に知りました。	お客様一人一人親身に聞いて、記録を探すこと。国民年金の納付に聞しては、市町村に委任していたので密接な関係を当初から図るべきであったと思います。(情報交換、資料の提供等)
2396	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	システムの早期改善、マニュアルの確立を図る。	国民の皆様からの信頼を失いかねない問題だと思いました。 マスコミに報道されるようになってからです。	あまりにも大きな問題で、一個人ではとても対処できません。 しかし、お客様と密接にかかわりあいながら、精一杯努力したつもりです。 基礎年金番号の導入時に、手番統合や、記録の確認をするべきであったと思います。 お客様からも、「基礎年金番号の記録は当然整備された後のものであると思った。」という指摘もありました。
2397	地方庁	社会保険事務所課長級以上		今のやり方でよいと思います「		
2398	地方庁	その他(社会保険事務所)			地方では本庁の状況や現況がまったくわからなかったのでもしかして大問題になるのではと思い始めたのは6、7年前ころだと思う。	ひとつでも多くの記録を本人特定できるよう調査した。 時代背景もあるとは思うが、記録管理体制、将来展望の役所としての甘さを痛感し、大いに反省しなければならないと思う。
2399	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	現在やっているように、一人一人に自分の加入記録を確認してもらう。 名寄せ等で情報提供をする。	平成15年頃に適用課に配属となり、加入記録調査の依頼件数が多いことと 未統合の手番がたくさんあることに気付いた。 全国での総件数を知ったのは記録問題が報道されて以降。	電話や窓口でお客様と接する際に、記録の確認をするように促した。 年金の裁定までに統合すれば良いと言っている職員もいたが、記憶が鮮明なうちに調査して統合するようにお客様に勧めた。 分掌上では各事務所に1人程度しか職員が配置されたいなかったが、従前から加入記録調査にもっと力を入れるべきであったと思う。
2400	地方庁	社会保険事務所長				
2401	地方庁	その他(社会保険事務所)	お客様からご指摘いただいたのは、事業所が税理士の指示で賃金台帳に記載する報酬の他に大入袋的なものを毎月恒常的に支給し、従業員の手取り額を増やす反面、十数年にわたって税金および各種社会保険料負担を免れていたとのことです。そのお客様はご自身が何も知らぬうちに報酬に見合った保険料を納める機会を失った事実に対して納得がいかないご様子でした。	国民の皆様にご自身の年金記録に対してもっと関心をもっていただき、当庁で発行する年金記録との相互チェックをしていただけるようにすれば年金記録問題は解決していくと考えます。	全国規模の事業所において、各支店転勤時に資格喪失日を前勤務地最終出勤日とし、新勤務地での資格取得日を最初の出勤日としてしまうことで1ヶ月の空白期間ができてしまうということは10年ほど前から知っていました。	上記のような問題が10年以上経ってから判明し、各事業所が独自に対応せざるを得ない状況を知っておりましたので、資格喪失届をお預かりする際には必ず退職日を確認し、資格喪失日の記載に誤りがないかを確認していました。 現時点での反省点としては、国民の皆様にご自身の年金記録を確認することを積極的にお勧めすることができなかった点にあると考えます。
2402	地方庁	地方社会保険事務局長		年金問題の解決には、専門的知識を有する正規職員と定型的な確認業務を行う非正規職員の確保が必要である。 この処理体制を確保するに当たって、正規職員については、まず、適用、徴収、給付及び相談の通常業務を迅速かつ正確に処理する体制を確保することが大前提である。 次に、非正規職員については、質の高い職員を安定的に確保する必要がある。当県のような地方の小都市においては、募集人数を多くすると、これが困難になる恐れがあること、及び作業場所を確保する上でも、面積が広くなり、限られたテナントの中から選定せざるを得なくなり、コストが上昇する可能性が高いことが推測される。 更に、仮に、短期間に大量の確認・補正処理を行った場合、被保険者や受給者の皆様に対するお知らせも一時期に集中し、その結果、電話や窓口での相談に際して、お客様に長時間お待ちいただかなければならない事態が発生することが懸念される。 このため、年金事務所において、通常業務を確実に処理しつつ、お客様にご迷惑をお掛けすることなく、低コストで質の高い処理体制を確保するには、確認・補正作業に当たって、対象者に優先順位をつけ、相当の期間をかけて計画的に処理するスケジュールを立てるべきである。	過去の年金加入記録の確認は、本人が必要なとき、すなわち通常は、年金を請求するときに行うことが適当である。 また、一定の年齢毎に年金加入記録をお知らせして、確認を促すことは、年金権の確保(無年金者の発生防止)の観点から有効な行政サービスである。 このような状況の中で、年金加入記録の漏れや間違いが存在することが明らかになったことは、運営組織の一員として非常に重大な問題であると認識している。 基礎年金番号に統合されていない記録が存在することは、導入当初から知っていたが、記録の改ざん等の存在を知ったのは、平成19年からである。	事態を真摯に受け止め、その解決のために最大限の努力をしている。 漏れや間違いについては、業務処理プロセス(審査、決裁)が不明確であったためと認識している。 改ざんについては、コンプライアンスの徹底が不十分であったと認識している。
2403	地方庁	その他(本庁)	なし。	問題の解決を早期に実現させる為、年金知識のある職員の増員。	早期に解決すべき問題。また、窓口、電話等での分かりやすい説明をこころがけました。平成20年ごろニュースにて知りました。	年金記録調査を他事務所に赴き行いました。 人員の不足を感じました。
2404	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	時間がかかっても、記録を判明してほしいという人がいる限り、全ての記録を調査しなければならないと思うので、やはり人員を使って調査を行うしかないのでは？	平成21年から庁に採用になりましたので、それまでは外からの目線として、お役所仕事で適当に処理していたのではないか？と思っていました。 問題の存在は、マスコミなどが騒ぎ出した頃に知りました。	コンピューター化するときに、充分なチェック体制をとって、記録が正確に転記されるようにするべきだったと思います。 このような問題が持ち上がるということは、当時から認識できることだったと思います。
2405	地方庁	その他(社会保険事務所)			マスコミ等で騒がれるようになってから知り、社会保障の基盤を揺るがす大きな問題と認識しました。	まずは特別便対応等で直接被保険者と接することが多かったので、その際に経歴や氏名履歴をよく聞き、WMで確認できうることはしっかり確認したうえで、調査すべきものは調査依頼をしてもらうようにしました。 この問題の反省点としては被保険者記録管理のずさんであったことが一番に挙げられると思い
2406	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	わかりません。	これまでは、年金の裁定請求時に、統合されていない記録を一本化すればよいという処理の進め方だった。平成19年に手番のまま置いておくことはいけないことだと報道され、深刻な問題だと認識した。	年金手帳番号を複数持っていることを本人が認識していても、在職中なら勤務先を通じて統合の申出をしなければならなかったので、面倒と感じ放っておかれた方もいると思う。現在、本人の申出のみで統合できるようになり、他手番が判明したときには、連絡をとって申出書を郵送したりし
2407	地方庁	その他(社会保険事務局)	これまで以上のことは知りません。	今やっていること、また、今後予定されている策を地道にやっていく必要しかないと思いますが、 ①特別便及び定期便の回答未提出の方へのフォローアップがどこまでできるのか？(機構職員の限られた人数の中で) ②来年度から予定されている紙コン作業でどれだけ正しい記録に訂正できるのか？(紙が全て正しいとは限らない) ③どこまで行えば解決と言えるのか？ といった心配をしています。 今後の2年間で集中的に取り組むとのことですが、事前準備に時間をかけ、手法の内容周知を早い段階で職員に示していただくとともに国民へどういった作業を行うのかといった説明を十分に行ったうえで、作業を開始すべきだと考えています。	当初はオンライン上の記録が全て正しく、誤りがあってもごくわずかではないか？という認識でした。しかし、この問題が大きくなるにつれ、オンライン上の記録は果たして正しのか？これまでの先駆者はきちんと仕事をしていたのか？といった疑問を持つようになり、実際に自分自身がお客様の相談を受け、オンライン上の記録が間違っていたことがわかったときに、これは大変な問題になると覚悟を決めました。	年金制度とは国と国民との信頼があって成り立っているものだと思います。 いくら自分が在職していないときの問題(事務ミス)であっても、この社会保険庁という組織で年金業務に携わっている以上、お客様から苦情を言われることは仕方ないと思い、一刻も早く正しい記録のなるよう、日々信頼回復に努めて参りました。 この問題の原因は、事業主からの報酬虚偽の届出、本人からの生年月日の虚偽申出、複雑な年金制度等ありますが、一番の原因は年金記録に対する職員の意識だと思います。国民の年金記録を預かっており、その記録はその方の一生を支えていくものだという意識です。その意識があれば、統台帳からコンピュータデータへの移行作業時の正しい漢字変換や職員のWチェックなどきちんと行われたことだと思います。
2408	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		統合されていない手番があるのは知っていたが(年金給付課の仕事でも他の課の仕事でも届書の入力の際には、氏名検索をして手番が無いか確認するよう教えられていたため)5000万件も統合されていない記録があるとニュースで知ったときは正直驚いた。 ただ統合漏れが全て社会保険庁の責任だとも思わない。 基礎年金番号導入以来、被保険者にお知らせは何度かしているし、年金裁定時だけでなく、年金相談を受けた際にも氏名検索等で調べるよう、ちゃんと指導を受け、行ってきた。	氏名検索にしても、今回の問題が起きなければ丸め検索すらできないシステムに最大の問題点があると思う。 同じ漢字でも、何種類もあったり、読み方があったり、まったく違う読み方をされてしまったり、それが苗字と名前で組み合わせが軽く何通りも存在する。 それを各相談担当者が個人の知識で検索するのは不毛ではないかと思う。 例としてあげるなら、山崎良子の読みは、ヤマザキリョウコ、ヤマザキリョウコ、ヤマザキヨシコ、ヤマザキヨシコ、常識的に読める組み合わせだけでも4通りあるのに、読み方が判らない、苗字名前に振り仮名が無い場合、適当な読み方で入力されたものも含めると一個一個手入力で検索している暇は無いため漏れが生じると思う。 最低限でも常識的な読み方、常識的な読み方からは外れても、単漢字の読み方の組み合わせを自動的に検索できるように改善するべきではないかと思う。 また基礎年金番号を入力して記録を見るときにも、該当する可能性のある手番を表示し、随時確認を取れるようにすれば、より迅速な解決と、新たな持ち主不明の記録が生じることを防げるのではないかと思う。 住所、氏名については住基や戸籍謄本との連動も視野に入れて行うべきと思う、届出するように法律が定まっているのだから、届出して当たり前という発想は色々な意味で時代錯誤、年金定期便や特別便も住所の届出漏れにより届いていないという事態が大量に発生している。
2409	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていないという事では無いですが、報道等で「消えた年金問題」と総称されていた事には、憤りを感じています。 基礎年金番号が導入される以前も、その直後も年金に関しての関心は世間的には低く、資格取得時も年金手帳紛失により番号不明等多く、以前の会社や住所を確認する際の返答も、面倒な事のような対応で、結局新番号の払い出しをしなくてはいけない状態でした。 ただ、現在の状況が起こり得る事はその時点で予測は出来ていたにも関わらず、現在に至った経過は事実だとは思います。	社会保険庁で保管している記録を再度確認するに尽きると思います。	国民年金の係りになった事が無かったので、国民年金については、報道と同時期だったように思いますが、厚生年金については、ちょうど基礎年金番号が導入された時期前後に業務課(当時の適用課)に就いていましたので、お一人にいくつも番号が払い出されている事は認識していました。	資格取得届の処理の際、疑重複調査についてはその当時の業務支持に従い処理を行っていました。 このような状況になった今、もっと積極的に世間に現状を伝え、今の報道並みに取り上げられていたり、取り上げていくよう働きかけていたら、このような状況は起こらなかったと思います。

No.	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2410	地方庁	社会保険事務所課長級以上	＊支店間異動に伴う、喪失・取得処理が適正な日付で行われていない事例がたくさんあると思います。 (例)A支店資格喪失日S50.11.30B支店資格取得日S50.12.1 ＊このような場合であっても、現状は第三者委員会あっせん待ちでありますが、何らかの方法でピックアップさせて自動修復(保険料遡及徴収含む)という方法が取れれば良い、と思います。	＊日本年金機構とは別に、仮称「年金記録センター」的のものを設立する。 (理由)1月からの日本年金機構の体制(人員等)では限界があると思います。元社会保険職員・OB・議者等を活用し、年金記録相談・整備・第三者委員会的な審議・決定までを一元的に取り組むため、別機関を設置する。	＊随分以前(20年以上前？)から、オンラインに残っている未整備記録が変多くあるということを感じ、今後どうするのか、という疑問はありましたが、有効的な手段を講じることなく、「年金請求時に整備されるから」という認識であったことは否めません。 ＊平成9年の基礎年金付番時において、大々的に取り組むことができなかったという感想があります。(キャンペーン不足で、統合が進まなかった。予算も十分でなかった)	＊平成16年国会前後から、年金記録問題が行政の生命綫になるのでは、という危機感を抱きはじめ、翌年ころから期間照会業務の体制整備・一元化を要望した記憶があります。(出来上がったのは随分後になってからですが・・・) ＊年金制度が日本の福祉の柱と据えるような取り組み、とはなっていない気がします。(闇雲に批判的な風潮が作られている) ＊「時間がかかる」「いっかりやるから安心して」という主旨の周知・広報が必要と思います。
2411	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	現場ではまずは紙台帳と記録を迅速に重点的に整合し、手番と呼ばれる年金番号を確実にひとつひとつ確認することだと思っています。 もし可能であれば、法務局や労働局の法人情報、市町村、県の個人情報などを利用し、現在実施している取り組みに平行させて、精度を高めていくことも必要ではないかと思います。	厚生年金のオンライン登録以前の記録で、昭和20～昭和30年頃の記録については確認することが容易でなく、根が深い問題だと思っていました。 この問題については平成16年頃適用課のときにマスコミにより知りました。	記録とお客様の記憶が相違する場合は、調査に時間がかかることを申し添えて、1件1件丁寧に記録を追うように心がけました。 反省点は紙台帳からオンラインへ移行する際や、基礎年金番号導入の際に、その記録整理が十分に完了しないまま導入したため、今日のような状況を招いたのは否定できないと思います。
2412	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	年金特別便や定期便の回答に答え、年金を結びつけていく	在籍前から問題になっていた。 台帳管理であった情報をパソコンで管理するようにした時のミス 年金基礎番号を複数もっている人が多かったので、記録がバラバラになっている	反省点としては、番号の統合に対して国民への周知が足りなかった。 社会保険庁としても、もっと知らせていくべきことであったし、年金の請求時でなく、早い段階で統合を進めていくべきだった。
2413	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	組織をあげての再確認をすること。また、実際にどういう事象で「消えた年金」といわれているのか公表して、多くの人の不安を払拭する。	年金記録は手帳番号ごとに保管されており、複数の手帳番号を保有している人であっても、調査をすれば必ず存在すると思っていた。 実際に平成18年10月に国民年金課に配属され記録の調査を行い、市町の台帳と相違していたりすることがわかりました。	照会された人の立場にたって調査を行うことを心がけました。 国民年金記録が各市区町村で記録保管していた時期に住所変更で社会保険事務所間での台帳移管がスムーズに行われていなかったために納付記録が欠落していたケースを目の当たりにしました。当時のやり方は問題があったと反省しなければならないと思います。
2414	地方庁	その他(社会保険事務所)			今まで、手をつけずにしておいた重大な問題だと思いました。もっとはやく記録問題を発表して、作業に取り掛かっていればよかったと思います。基礎年金番号の制度が始まる時点で解決すべきことだったと思います。 働き始めてニュースやマスコミに取り上げられてから知りました。	対応したお客様の疑問や質問を1つ1つ解決していくしかないと思って対応しました。 事業所検索システムなどが遅すぎたと思います。もっと早く対応できていればよかったと思います。
2415	地方庁	その他(社会保険事務所)			採用されてすぐからまだ統合できていない手番が存在することは知っていたが、最終的には裁定請求の時に確認し統合できるものと思っていた。定期的に記録確認のお手紙も送っているようだったのでそれで対応できていると思っていた。	できるだけ確認できるものは確認して統合するなどの努力はしていたつもりだが、統合できていない番号が基番ができてから10年以上たった今もこれほどたくさんあるというのは問題だったと思う。
2416	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		第三者機関を設置して、時間を掛けて被保険者名簿等を完全にデータ化し、第三者機関で記録問題に対応すべき。 現状は残念ながら、社会保険事務所が徹底的に調査して、記録なしと回答をしても、記録を改ざんしたんじゃないか、消したんじゃないか等、言われることになる。そのためにも、公平中立である組織で記録調査対応を行うことが、被保険者、受給者の方へ、安心感を与えることになると考	確かに、過去に期間調査でWMに収録されていない記録が確認できることがあったが、まれなケースとの認識だった。これほどの問題があると強く認識したのは、今回の記録問題が大々的になった時点。	反省点となるのかわかりませんが、勤務時点から既にWM化されており、その中のデータがすべて間違っていないし、正しいものと考えていた点。
2417	地方庁	地方社会保険事務局長	特になし。	早急に正確な記録の整備をしていく。	今回のように年金記録問題といわれ始めるまで、特に気にしたことはなかった。 だから、そういった問題を知ったこともその時期です。	ひとつひとつ地道に記録を調査してきた。 今回の問題点としては、膨大な量の年金記録の管理があいまいで適切ではなかったのだと思う。 また、機会導入での記録管理が社会の流れにものれなかったのではないか。
2418	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	具体的案は持っておりません。	お客様の年金に対する不安の要因となりうる問題と認識しています。 テレビや、ニュースで取り上げられるようになった頃です。 正確な事は覚えておりません。 事務所で働かせていただけるようになってから、 身近に感じるようになりました。	正確な情報を分かりやすくお客様に伝える事が 大事だと考え、対応しております。 まだまだ自分自身が勉強不足で 反省点を挙げることができません。 申し訳ありません。
2419	地方庁	その他(社会保険事務所)			職員一丸となって、解決していかなければならない最重要課題であると認識しています。またこの問題を知ったのは報道が頻繁にされ始めた時期と同じ頃です。	積極的に特別便や定期便の窓口対応に努めました。反省点は計画的な記録整備が、継続的には行われてこなかった点ではないかと考えます。
2420	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	過去の整理は当然として、今後、同じような問題を生じないような対策が必要と考える。職員の意識の向上をより一層図ることが肝要だが、お客様に対していかにして、厚生年金法施行規則第3条・国民年金法第1条の2の重要性をご理解いただくような広報を行なっていくことが重要と考える。	平成11年9月から実施された「過去記録の整理」の事業で、お客様から頂いた回答が1割強との事実を耳にしたときから、前記したような年金手帳の取扱いについて事業主への広報は行なっているものの、被保険者まで浸透していないか、一人で複数の年金手帳を所持し、永い年月の間に紛失していることが解り、危惧はしていた。	一般的ではあるが疑重複調査時はもちろん、算定基礎届の説明会などで広報に努めた。
2421	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	アルバイトの方を雇用し、人数を増やしてはいるがやはりある程度の経験がないと逆に効率が悪くなる業務であるので、経験者を集約して業務を集中的に進めるべき。	宙に浮いた年金と一般的に言われているが実際には、同一人物の記録で既に収録済みの記録であったり、喪失記録が収録されておらず統合できていない記録であったりと、年金記録問題と話題になる前に対応可能であったものも担当数あるのも事実だと思います。個人的には名寄せ作業や期間照会の支援時に感じていました。	統合できそうな記録や整備できる記録については、積極的に業務を行いましたが、全体としてみたときにやはり支援でやっている、経験がないからわからない、 と問題に対する意識が低かったと思います。
2422	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				
2423	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員だけでは解決しきれない部分があるので、お客様ご自身で申し出をしていただく事が必要になると思う。 もし可能であればの話だが、市区町村で可能な限り協力をいただく必要があると思う。一番身近な役所といえば、市区町村にあたるので。 また、制度そのものをご理解いただけていない方も多数いらっしゃるので、制度の理解を深めるため、公教育において説明会などを開いて周知を徹底させる必要性が出てくると思う。	私は平成20年度採用のため、事務所に採用される前から年金記録問題についてメディア等で知っていました。 そのため、年金記録問題は重要事項として位置づけられていた問題でした。	お客様の話を聞くことを心がけました。 制度が複雑すぎてよく分からないと思います。分かりやすい制度作り・説明が求められると思います。
2424	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に把握していません。	若い同僚が多数退職し、機構にも採用されない職員も多数いるなか、現場の職員の士気はかなり低いです。どのような方策をとるにしろ、職員の士気の高まる方策を併せて行っていただければ、早期解決にもつながるのではないでしょうか。	入庁して総務や健保給付の業務しか行っていなかったため、問題が発覚するまで把握していませんでした。	どのようなことも職員間で話しあえる風通しの良い組織でなかったのかのと、感じました。
2425	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題が表面化して、記録の調査・補正の仕事をするようになってから、機械上の不備が多数あることを知った。 それ以前は、基礎年金番号に未統合の記録があっても、本人の申出や受給手続時の確認により未統合記録が判明し、その際に統合すれば問題ないという程度の認識であった。	年金記録の調査において、機械上の記録に頼らず紙台帳の調査を徹底するよう留意したが、機械上の記録を完全に整備する前にねんきん特別便を始めたために、当初に調査した人は記録が見つからなかったケースがあったのではないかという点が反省点である。
2426	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		国民の皆々様の社会保険料等は、昭和60年以降、社会保険オンラインシステムによる適正に事務処理がなされているものと、小職自身(平成4年入庁)も思っておりました。しかしながら、平成19年に「未統合の5,000万件」(いわゆる宙に浮いた年金)があることを、初めて知り得た次第です。	社会保険庁をはじめ、関係市町ならびに事業主等、さまざまなセクション・個々の立場において、携わる仕事(業務)への責任感がなかったことが、最大の要因と思われ、今般の年金記録問題につながったものと思慮します。 今日、当該問題が生じてしまった状況の中、着実に解決を図っていくことが賢明であり、早期に信頼を回復するよう努めました。
2427	地方庁	その他(社会保険事務所)	一時金の支払いの有無。 名簿に改と表示されていると19年10月からの適用だということ。	古い名簿をだけをたよりに支払い記録を入力してるので間違えが発生する可能性があるので、充分な確認が必要だと思われる。	テレビ等で問題になってから	すぐに対応しないため、滞留が多く発生してしまい、申請者に迷惑をかけてしまった。
2428	地方庁	その他(社会保険事務所)		今までの経験を積んだ優秀な人材を分限免職しないこと。	年金記録問題により世間のバッシングや、仕事の多忙さにうつ病になる職員が増加、身近な人の退職など、記録問題自体より、精神的にも体力的にもおいこまれることが個人にとってより大きな問題でした。	

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2429	地方庁	その他(社会保険事務所)		・短期間で終わらそうと大量の人間を動員することによって、さらなる問題(別人記録を統合・本人記録を削除「私のでない・はっきりと覚えてないから」)が発生する可能性がある。記録問題については、二年と限定するのではなく、事務に習熟したもの達で時間をかけた方が望ましい。 ・現在、全国検索システムによりどこででも調査・回答することができるが、このことについてはやはり、管轄で調査することが望ましい。 ・早期解決にむけて、固定職員等で処理することが望ましい。 ・補正処理のできる職員を育成する為に、研修を実施することが望ましい。	・自分の働いていた履歴なのに、人(社会保険庁・事務所)まかせにしているので、個人個人で管理していたら、ここまでにはならなかったのに・・・。[上層部の方たちが現場を無視して、次々にいろんな政策「選挙に勝つための人気取り」を実施した為に、起こりうるべくして起こった。と思いました。それだけでなく、国民に浸透・普及させることが、充分にできなかった、事が最大の問題・・・。 ・平成17年頃です	・本人にしっかりと確認することで、これ以上の発生を防ぐ努力をしました。 ・届出忘れ。個人「国民」の認識不足。周知が徹底されていなかった。年金請求の際の、窓口担当者の聞き込み不足。等
2430	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金給付に結びついていない記録を、結びつけていかないといけない。氏名が登録されてないものや、記録が混在したり不完全なものの整備をして、本人確認をしていかないといけないと認識していました。 年金相談で実際に対応していく中で、認識していました。	年金相談で対応していく中で、本人からの申し出にはできうる限り調査して結びつけていくようにしてきました。 しかし、年金請求のときまでに整理できればいいだろうという考えがあり、なかなかこちらからはたらきかけていくという姿勢になりきれなかった。考え方を改めていくのに時間がかかったのでは
2431	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	年金記録確認を行う人員を多数確保し、短期間で問題解決を図る。	国民の老後の生活に関わる重大な問題であり、組織全体で早急に解決すべき問題であると認識しています。平成16年頃に宙に浮いている年金記録があるのではないかと感じました。	窓口においでになるお客様の年金記録の確認の際、可能な限り本人の記録であるかどうかを確認しておりました。個別の対応となるため、記録確認には限界があり、組織全体での対応(お客様への呼びかけ等)が必要であったと考えています。
2432	地方庁	その他(社会保険事務所)				記録問題が発生してから、ちゃんと保険料納付されていた被保険者に対して正しい納付記録を見つけるため、全力で取り組んだ。今回の問題は過去の記録がずさんに扱われていたことが大きな原因であると思われる。
2433	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	現在取り組んでいる未統合記録の問題以外には承知していません。	現在実施しているご本人等に年金記録を定期的に送付することにより確認していただき、記録不整合なものは早急に調査. 整備する方法しかないと思う。	複数の年金番号がこれほどにも未統合になっているとは思わなかった。年金請求時に職歴を確認するのではなく、基礎年金番号導入時にもっと正確に本人記録の確認をするべきだった。	同じ誤りは繰り返してはならないが、年金制度の改正が万度行われることによりわかりづらく、正直熟知するレベルには相当な時間もかかる。 年金制度を複雑化することなく、国民全員に理解しやすい、わかりやすい制度に抜本的に見直すことも必要と思います。
2434	地方庁	その他(社会保険事務所)	外国籍の方(名前が日本人名ではない方)が、一時的に日本に在住し国民年金に加入する際や、日本で働き厚生年金に加入する際、番号を付番する時の氏名の登録に統一性がないため、日本に入国、出国を繰り返すような外国人の方の、過去の年金記録が氏名検索にかからない可能性が高いことが、今後グローバル化が進んでいく中で問題になってくるのではないかと感じ	ローマ字による登録？ よく分からないがシステム的な対応が必要かと思う。	お客様から、過去の年金記録を調べる依頼をいただいた際、調べて発見した過去の厚生年金、国民年金手番を回答する際に、「○○○○ー○○○○○○の手番が見つかりました」という回答のみで、統合処理を同時に行わず「、再度統合依頼(205)が提出を待つというやり方が、業務の非効率であり、統合が進まない原因ではないのかと平成13年に入庁した当初から感じていた。	(8)で感じていたことについては何度となく上司に申し出たが、「この様式の申請では統合処理はできない」との回答であり、それであれば様式の仕様変更を訴えたがダメであった。近年、照会と統合が一式になった形に改められたが、この時にもっと声を大にして訴えるべきであったと反省する。
2435	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	特別便・定期便の回答を今まで以上に迅速処理し、窓口・電話等お客様に対する機会の際に個々にさらなる確認を丁寧に行っていくことが必要と考えます。	問題の存在については、TV・新聞等で知りました。 大変な問題であると認識していました。	お客様の立場に立って丁寧に対応しようとしました。 お客様に定期便を確認していただいても、何年も前の事なので、思い出していただく事が困難でした。もっと早く問題の存在に気づき、対応できていればと思いました。
2436	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2437	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません		凄く大変な問題だと思いました。	
2438	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません	発生した問題点を一つ一つ解析し、一つ一つを解決していくしかないと考えます。	国民の皆様の記録が、むやみに扱われていたことについて、少しでも記録管理に関わりあった職員として、反省し、大変な問題だと思っています。 平成9年に基礎年金番号制度が発足し、その後、記録を整理するということになっていましたが、思うほか進んでいないのではないかと感じていました。そして、今考えるにあたり、船員保険課配属時、記録の照会回答業務を行っていましたが、台帳を確認調査していたときにかなり台帳が不鮮明であった。又、社会保険庁が保有している記録(WM記録)と市町村が管理していた記録が相違していた案件もまれにありました。	現在、組織として、国民の皆様の信頼回復を得るために、一つ一つ解決していかなければいけないと思います。 反省よりも今後どうするかということだと思いいます。多くの届書を取り扱っていますが、ハード的には、加漢な間違わない届出方法。処理する場合においては、ソフト面として職員の意識改革による緻密な点検確認の強化が必要だと思われます。 現在の事務処理誤りは、複数人による確認を行うことで妨げられる誤りが多い。
2439	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	分かりません	知ったのは、この問題が国会で取りあげられ、報道されたときです。	対応の仕方としては、社会保険庁からの指示待ちとしか言いようがありません。 反省点は、年金制度をもっと分かりやすくすべき(義務教育終了の知識があれば分かるように)すべきだと思います。
2440	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		生活に係わることなので、大事なことです。 テレビ、マスコミ等の報道がされてから。	お詫びをするとともに、記録の確認および訂正処理等に努めた。 最初の段階で、せめて生年月日が正しく登録されていれば、多少は防げたのではと感じます。
2441	地方庁	その他(社会保険事務局)		現役で勤務している方では、当時の記録や事業所の社名変更等の歴史がわからないことがしばしばある。そのため、発足以降そういった仕事に従事していた職員全員を徹底的に探し出し、一人ずつ聴取して場合によっては、現役の職員だけでなくOBにも責任があると思うので、無償で手伝っていただく必要があると思う。	マスコミに報道されて以降です。それまでは、自分自身も実際にそういった仕事に従事したことがありますが、決して手抜きで調査をしていなかったし、周囲にも適当に仕事をしている職員がいなかった。実際にこういった問題が明るみなった時、正直信じたくなかったが、もしこれが事実ならば納付した方に、本当に申し訳ないし、多大な迷惑をかけることになると思った。	とにかく積極的に窓口に出て、来訪者からの意見を聞きたいと思った。どう思われているのか、実際にどれくらい違うのか肌で感じ調べてみたいと思った。対応が後手後手になったことが一番の問題点だと思う。また、庁や省の考えがあまりにも現実と乖離してしていることが多く、来訪者からの批判も多かった。
2442	地方庁	社会保険事務所課長級以上	思い当たりません	人員を配し、期限を設けることは必要と思いますが、期限を超えたとしても継続して調査を進めていくしかないと思います。	台帳とオンライン記録を突合して、本人に早急に確認することが必要な問題。昔から厚生年金記録照会については業務として存在し、WMと台帳をそれぞれ確認されていたようです。	担当業務にならなかったので、提案することはできなかった。反省点はオンライン化の時に徹底的に突合及び調査作業を行なわなかったといわざるをえないこと、またそのことが周知されていなかったことが問題点と思います。
2443	地方庁	その他(社会保険事務所)		本当であればしっかり調査をし記録を直していかなければいけないと思う。ただそうしているとかなりの時間を要するので、早急に解決するのであればある程度の線引きをして処理するしかない	基礎年金番号と国年、厚年手番が統合されていないのが多数あったのは知っていたが納付記録が抜けている、標準報酬月額の改ざん等はテレビ、新聞の報道があってはじめて知った。	いままで大事な記録を管理しているという意識が低かったんだと思うので、その辺は意識を高くもって業務こなしている。
2444	地方庁	その他(社会保険事務所)	全く知られていないわけではないと思いますが、現に年金を受け取っている方で、年金記録が見つかることにより平均標準報酬が下がるなどして、年金額が下がる方もいらっしゃいます。庁の指示としては、今後の年金額について説明し、納得してもらった上で記録を統合するとなっていますが、本人が納得しない限り、宙に浮いたままの記録が残ることになり、年金記録問題がいつまでも解決しないという問題があります。	年金記録の統合は行った上で、年金額の説明をし、本人の納得(再裁定申出書の提出)を得るべきではないでしょうか。 その際も、お客様にしてみれば、「社会保険庁の管理がずさんなせいで記録が見つからなかったのに、年金額が下がるなんて納得できない」ということになり、納得を得るのは困難であるのが実情です。年金額が下がることになっても、従前の額は保障するというような特例も必要であると考えます。	統合されていない年金記録があることは、平成12年の採用当時から知っていました。採用当時は年金に対する知識もなく、年金請求の際にきちんと整備すればよいと聞いていましたので、制度の流れとしてそういうものだという認識しかありませんでした。5千万件もあるという情報はありませんでしたし、想像もできませんでした。 しかし、年金給付担当になった際、本人と思われる記録を本人に確認しても、昔のことで覚えていないという方も多く、せっかく納めた年金なのに受け取れないのは問題だと思っていました。	同姓同名の記録があれば、必ず確認して年金の裁定を行っていました。しかし根本的に、基礎年金番号ができたときにもっと早く統合を進めるべきだったという問題に当時は考えが至りませんでした。 外部から指摘され大問題になる前に、現場からもっと早く問題提起できたのではないかというのが反省点です。
2445	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2446	地方庁	その他(社会保険事務所)	名寄せ対象者としてねんきん特別便に回答いただいたお客様の中で、数年前には記録が複数あることを社会保険事務所にて調査済であるのに、なんらかの理由で統合処理が完了されていない例が多々ありました。お客様からは、調査済であるのにどうして今まで記録が整備されていないのかといった苦情も多々あり、当時の事務処理の流れに問題があったと感じております。	社会保険事務所での事務処理を全てマニュアル化し、職員がマニュアルに沿って仕事をしているかを不定期にチェックする体制を整え、全ての職員が同じレベルで仕事に取り組む体制を整える。	長年にわたる行政側の不手際に加え、不手際の影響による国民の無関心に問題があると認識しておりました。ねんきん特別便の名寄せ対象者の中には、基礎年金番号制度が始まった後、記録確認の封書が届いたが、重要な書類とは思わず放置していたというお客様が大多数です。基礎年金番号制度そのものや、それに関係してくる未統合記録の確認等、大変重要な事であるのに行政側が周知徹底しなかったため、国民も関心を待たず、ねんきん特別便という事業を開始するまでに至ってしまったことは、行政側の不手際としか言いようがありません。 私は平成15年より国民年金課に所属しておりましたが、納付記録がおかしいとの問い合わせは度々ありました。当時としましては、行政の管理する記録に間違いがあるようなことはないとの認識で対応しておりましたが、今になって考えますと、当時から年金記録問題として捉えて対応していれば、問題は少なからず小さくできたのではないかと感じております。	「行政の管理する記録に間違いはない」との認識を改め、お客様の年金記録にどこか間違いはないか十分確認し、一人一人ではありますが、年金記録問題を解消していくように努力しました。 現時点で振り返りますと、そもそも上記の認識はお客様の立場に立っていなかったと痛感しております。来月より新しい組織が発足しますが、どのような仕事においてもお客様目線で仕事をしていかなければならないと考えております。
2447	地方庁	その他(社会保険事務局)			私が入職したのは今年の2月からなので 入職する以前から年金記録を知っていた。 でも、入職前は職員のずさんな対応が原因なだけかと思っていたが 入職後は、それだけではなく沢山原因はあるが世の中のながれに年金制度が対応し切れなかったのが、問題だったのだと認識している。	入職前に感じていたことを忘れず 入職前にはわからなかったことを 丁寧にわかりやすい言葉で お客様に伝えていこうと対応している。 反省点、まだまだ知識をえること 伝える技術の向上を目指さなければならない。
2448	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない	職員のモラルを向上する必要がある	国民年金の全額免除を本人の電話確認だけで済まし、職員が申請書を、作成していたこと。が、おかしいと思っていた。 知ったのは、電話確認をするよう、指示を受けたときです。	何も、対応はしなっかた。 反省点は、規則に反して、職員が作成したことです。
2449	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録で世間に知られていない、問題は理解しておりません。	正確に1件づつ処理を確実におこなう。	年金給付課に在籍していたころ、厚生年金の古い台帳があり、手番のままで、たくさんある事を知りました。	当時から、手番の判明作業を進めて、行かなければ。
2450	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			「一人1番号」という原則はなかなか守られず、オンライン投入前の手作業の時代には、重複払出の防止は到底困難な状態であり、重複取消の機会があれば良いものの、そのまま放置され、職歴を忘れる或いは死亡すれば、記録の検索は非常に困難となってしまうという問題があった。	手作業の時代にあっては、資格取得届処理時に事業主に年番所持の確認の徹底を依頼していた。 「一人1番号」について、被保険者、事業主を含め広く国民的理解を得られなかった事も現在の問題の一要因と思う。また、行政として、もっと早い時期に機械化を行い、重複払出を防止するシ
2451	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			社会保険の資格取得届は戸籍・住民票等の添付を要せず、事業主の証明だけで、提出されるため、基礎年金番号導入以前については、新規か再取得かの判断や氏名生年月日等の記載誤りの確認が困難であった。	できる限りでの厚生年金払い出し簿の確認や、正確な事務処理を心がけた。
2452	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なわからない	だめなこと 18年度くらい	やってはいけない
2453	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		「被保険者の大事な財産を預かっている」という職員の意識改革。 窓口での確認の徹底。(裁定請求時) 事業所指導の強化。	信用失墜する大事件。 昭和63年に事務所の業務課(社保厚年の適用業務)に異動して、疑重複者を取得届時に把握できるようになったときから。 また、事業所調査を経験するなかで、不適正な事例が見られ、将来、訴訟問題が起きると思った。主な事例は、取得届出漏れ、資格取得・喪失年月日の相違、報酬の相違、名義貸し(架空被保険者)、偽慢隠など	事業主に、訂正するよう指導した。 その後に、最後まで追跡調査をするなど完璧には確認できなかった。 相談窓口も含め、より優秀な職員(またはスキルアップ)の配置をしなかったこと。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2454	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません		こんなに不明の記録があるとは思わなかった国会で取り上げられるまでは分からなかった	相談にこられるお客様に丁寧に対応することをこころがけました
2455	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	「この問題」という言葉でひとくくりされても答えようがない。 以下「宙に浮いた年金」に関する回答。	基礎年金番号導入時よりこうなることはわかっていたはず。	安易な法改正(3号・基礎年金番号)
2456	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在進められているように、集中的に人員と時間をかけ専門職を設けて進めるのがよいと思います。	現場の意識欠如による記録管理体制の甘さ、法律(申請主義等)、システム(紙ベースからの電算化作業も含む)全てから生じた問題であると思います。 これらの問題の存在は、マスコミ報道、それに伴う内部の回覧等で初めて知りました。	入庁前に起こったことが主な原因であるため心の持ちように苦労しましたが、所管の行政庁の一員であることに変わりはなく、職務として前向きに年金記録問題の解決、国民の不信の払拭に努めました。 また、(8)で挙げたこと以外に、もしもこれらを把握している(地方を含む)幹部職員がいたとするならば、強力にリーダーシップを発揮して解決しようとしなかったことが、ここまで大きな社会問題となった大きな原因だと認識しています。
2457	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	現在計画されている「道筋」を進める。	複数の制度の並立時代から基礎年金へ移行する際の計画が緻密さに欠けていたのかもしれない。年金裁定時にその人の全ての記録が統合されるはずという考え方により、積極的な記録統合作業が十分行われなかったことが年金記録問題という形で現れたものと認識している。	過去の反省点として、一つの記録の価値について、その重要性の認識が不足していた感はある。
2458	地方庁	その他(社会保険事務局)			マスコミ等に取り上げられるようになったころから記録問題の存在を知ることとなった。この組織に入る当初は、単に手続き漏れによるものという認識しかなかった。だが、職務を遂行していく中で問題はそれだけではなく、標準報酬改算問題等、本人がわからないところで記録改算されていることがあるという現実を知った。	国民各々が自分の記録について意識を高めることがやはり大事ではないか。窓口対応をしていると、お客様から「説明を聞いても専門用語を使われて意味がわからない」「本を読んでも理解できない」などという声が数多く寄せられた。 知りたいという意識はあるが情報を得方がわからない、説明をきいても難しいなどの問題があるようだ。 まずその問題を解決するに当たって、未来の年金額へどのような影響を与えるのか、わかりやすく説明できるスキルを全職員が身に付けることが必然である。 自分の過去(経験)が将来の年金額にどのように反映するのか具体的に知ることにより、個々の年金に対する意識も高まるはず。 年金を扱う職員自身の知識が浅い故に、お客様へもわかりやすく説明することが出来なかったことも、国民の年金離れへの要因のひとつだと言える。
2459	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2460	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。 新聞・テレビ等で報道されている内容しか、わかりません。	様々な不祥事に加え、この記録問題によって、仕事量が膨大なものになっており、職員は私的な部分を削り、残業・休日出勤を繰り返している。代休を取ることもできず、有休を使用することなどもってのほかだ。かといって、残業手当がつくわけでもない。確かに私たちが招いたことであるので、仕方ないと言われればしょうがないのかもしれないが、これがずっと続くようであれば、モチベーションも下がり、効率も悪くなる。もう少し、待遇について考えてもらいたい。	記録問題については、テレビで報道されたのが最初のきっかけになります。 事務所の年金担当職員が、マイクロやWM等により記録確認を行っている作業を見ていたので、このような記録が大量にあるとは夢にも思わなかった、のが本音です。 年金記録の統合により、年金受給ができなかった人ができるようになるのであれば、早急に対応する必要があり、またそれ以外でもきちんとした対応が求められると考えました。 スピードはもちろんのこと、正確性や本人に対しての説明・理解を得られることも重要だと考えています。	事務所への応援や、事務所からの協力要請等には、積極的に参加してきたつもりです。自分の担当係ではないからといって、ないがしろにしているつもりはまったくありませんし、自分のこととと考えて業務は行っています。 職員の管理体制の甘さ 事業主・被保険者をはじめとする、厚生年金・国民年金・共済年金すべてに加入する人たちへの制度説明の不足、及びその認識不足 (年金加入者の年金制度への関心度の少なさ←制度説明不足によるものだと思うが・・・) が原因だと思います。 現在、新聞・テレビで報道されているのが逆にいいチャンスだと思う。このチャンスを利用し、制度説明・及び理解を得られるよう、今以上に積極的にがんばる必要があると考えている。
2461	地方庁	その他(社会保険事務所)			一人で複数の番号を持っていることは、基礎年金番号導入時からわかってはいましたが、こんなにも複数の番号があったこと、また、古い記録の収録間違いがあったことは、この問題が報道で取り上げられてから知りました。 年金記録問題は今、自分たちの仕事で最重要課題であることは間違いないと認識しています。 組織変更に伴い、この問題が、ないがしろにならないようにするべきだと思います。	
2462	地方庁	その他(社会保険事務所)	生命保険会社や建設会社について、名前貸しで勤めていないのに厚生年金に加入させてあることがある。そのため、本人はまったく覚えがない場合が多い。	現在は、名前貸しは少なくなっているが、建設業など資格を持っている人を雇っていないといけないという規制があり、その証明のために社会保険に加入していることを条件としているようなので、そこを変えてもらえるようにするか、実態調査を徹底する。	年金記録問題は、機械化するときの記録管理の甘さ、被保険者本人や会社に対して管理を任せているような状態でおこったものと考えます。 機械に記録が入ってないものがあるということを知ったのは、勤めだして5年くらい経った健康保険の担当をしていたころでした。それでも金額を知ったのは、報道されてからです。	今となっては加入者一人ひとりの話をよく聞き、WM上でも見つけられない場合、必ず加入期間の調査をとるようにしています。 現在は基礎年金番号制度となっており、番号も一人ひとつであるため、かつてのような大きな問題にはなりにくいと思いますが、新規取得のときに別の番号を付番するようなことがないよう気をつけることが大切だと思います。また義務機関等も後追いを確実にやっていくことも必要だと思
2463	地方庁	その他(社会保険事務所)			本人の記録については、年金裁定時に全て統合になると思っていた。 5000万件の問題の存在を知ったのは報道などで騒がれるようになってから。	年金特別便の混雑緩和、一人一人のお客様に真摯に対応し、一歩一歩解決していくしかないと思った。 過去の記録管理、特に機械管理移行時のデータがあまりにもずさんである。マスコミが騒ぐ前に、誰かが宙に浮いた記録が多数存在する事に気づき、年金特別便のような事業をもっと早く行うべきであったと思う。
2464	地方庁	その他(社会保険事務所)	実際に消失した(戦災で焼けたとか台風で水没した等)手書きの台帳の有無を事務所ごとに把握し、全国に公表し、ない手番は業務センターへ旧台帳をとりよせる等照会するようにしないと、記録なしで調査が終了してしまうと思います。	各事務所での特殊事情(名簿がなければ、旧台をとれば見つかるとか、)がそれぞれあり、今までは他庁照会をする形で補っていたが、オンライン化により自庁で調査するようになり、また件数をこなすという目標もあり、詳細な調査がやれないうちに回答をだしている状態になっているのではないでしょうか。	平成12年頃、期間調査の担当をしたときに、機械化時の氏名入力が正確ではなかったという印象があった。本人の申し出にもとづいて、一件づつ丁寧にさがすしかないと思っていました。	お客さんの申し出以外に考えられる状況を考慮し、それをふまえて調査をしました。お客さんの申し出によって、見つかる記録もあるので、どのように聞き出すと記録が探せるか、マニュアル化されると職員の経験がなくても見つかる可能性が増えると思います。またカセットが開放されていると、現場でさがしやすいと思います。
2465	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	時間がかかっても確実な記録調査と、本人が誤解している場合はきちんとした説明(記録照会の回答等)が必要であると考えます。	マスコミ報道によりこの問題を知りました。今まではオンライン上の記録を疑ったことはありませんでした。記録調査をした結果より、ほとんどが本人の誤解であると思われますが、実際に旧台帳と突合しない記録も存在することから、早急な解決が必要であると考えます。	記録照会について、社会保険業務センターからの回答を見ていると本人への説明がまったくなく、誠意のある対応とは思えません。本人への説明(例えば年金番号の払出日から納付はありえない等)が無いと、やっていることが無意味な気がします。
2466	地方庁	その他(社会保険事務局)	思い当たりません。		遡用課で期間照会を担当している時に知りましたが、その時でもこの様な根深さとは気付かず業務を行っていました。	○対応 虚々と台帳との突合作業を行っていく。 ○反省点 中途半端なコンピュータ化作業。
2467	地方庁	その他(社会保険事務所)	無いと思います。	国民の方々の視点に立った丁寧な対応を 行ったうえで、現状の問題点を先送りせず、 また、現在の日本の社会に合致した年金 制度(法改正・制度整備)を構築する事 が必要であると思います。	入庁して3年目くらいの時期です。当時の認識としましては、大半のデータ記録は正常なもので、問題のあるものは一部のものと考えていましたので短期間で 解決可能な問題であると思っていました。	国民の視点に立った懸切丁寧な対応を行い、問題を先延ばしせず、早急に解決していく事を心掛けています。今回の問題については、前述の意識付けが 欠如していたことに起因する部分が大きいと考えます。
2468	地方庁	社会保険事務所課長級以上	承知していない。	記録の一つ一つを正確に整理していく。 一方で早期解決のため、容認できる範囲を定め、申立者の申立て内容に沿った対応をする。	基礎年金番号に記録を統一するのが、遅れたことが最大の元凶 年金制度加入時から、「一人一番号」で対応が必要であった。ある意味では、「総背番号制」にすることが最良であった。	記録を確認できた時点で、ひとつひとつ整理していけば解決するものと信じていた。しかし、現在の膨大な記録もれに対し、対応する解決までの時間を推測するに、到底すべての記録を解決することは困難と考える。 記録の改ざん問題については、届出等の事実(報酬の減額の実柄)に基づく 行政としてのアドバイス・指導は可能と考えるが、虚偽の内容への指導は決して許されるものではない。
2469	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在提示されている方策を順次実施していけば良いと思いますが、何よりもそれぞれの対象を受給者優先にしていくことが何よりも大事であると思います。 現役被保険者を含めてすべての方々の記録の完全化が目標ではあると思いますが、限られた力を集中させるとすれば、それは受給者優先を第一にしていくべきと思います。	17年4月の採用後に、年金の記録は制度ごとの「手番」があり、それを「基番」に順次統合していくことが必要であることは理解していました。 記録問題がクローズアップされた19年になるまでの認識はこの程度でした。 紙台帳からオンラインへの記録の移し間違い・もれ・未移行が大量に存在することは想像すらしていませんでした。 ただ、紙台帳や後のオンラインに届書から入力(記入)する際に、ヒューマンエラーで数字の間違いはあり得るとは思っていましたが、それは個々の案件に対して調査を行って解決するものと思っていました。	記録問題がクローズアップされるまでは国年適用におりましたので、お客様の来所時や戸別訪問の事前準備の際に氏名索引をして、「手番」があればお客様に照会して統合していけば良いと思い、それを実行していました。 振り返れば、基礎年金番号の制度ができた時点で、当時行われたような「番号を申し出てください」ではなく、それこそ「ねんきん特別便」と同じことを段階的に実施して、こちらから積極的に照会していけば、今日のような混乱は起きなかったものと思います。 こちらから先手を打っての行動であれば、完全に受給者優先で調査・統合・再裁定を行えたでしょうし、その経験の蓄積でオンラインシステムも強化できたのではないかとも思います。
2470	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。	年金記録問題の解決については、1件ずつ本人様へ地道に確認をとるしかないと思います。	年金記録問題は、重大な問題とは認識していますが、他方で今までのデータ管理の方法や先輩方のいい加減な事務処理については、憤りを覚えます。	(7)でも記述しましたが、この問題に対応するには職員がお客様と向き合い1件ずつ親切に対応しました。この問題が明るみになった時点で、もう少し素早く問題に対応できればよかったと思
2471	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題の存在を知ったのは、報道等で取り上げられてからであり、それ以降は解決しなければならない、一番の優先課題という共通認識をもっている。 それ以前は、基礎年金番号に未統合の手番があっても、年金請求時に確認するため「問題」という認識はもっていなかった。	年金記録問題を知ってからは、一番の優先課題という共通認識のもと、窓口対応や記録調査に取り組んでいる。 自分のできることとして、対応した一件一件に他にも未統合手番がないかどうか、常に気をつけている。 記録調査においては、回答にかなりの時間がかかっていることが反省点としてあげられると思う。
2472	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありませんが、厚年・国年の未統合手番の存在と、厚年・国年統台帳とWM記録との不整合が重要な問題だと思います。	定期便、黄色便等で受給者及び被保険者に対し自分の記録を確認してもらう。また、統台帳とWM記録との突合を短期間に行い、記録追加・訂正がある方に対し速やかにご案内する。	未統合手番の存在と、統台帳とWM記録との不整合については採用当時から認識していたが、未統合手番は年金請求時にある程度解消できると思っていた。また、記録の不整合は再確認をする必要があると思っていたが、社会保険庁が対応することと思っていた。	個人として特別な対応はしなかった。組織(社会保険庁)として何らかの対応をする必要があったのではないか。歴代の幹部が組織として大変重要な問題であると認識がなかったのではないか。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2473	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ありません。	平成11年に採用され、年金給付課に配属された時点で基礎年金番号に統合されていない手帳番号があることがわかりましたが、5000万件もあるとは、想像していませんでした。もっと少ないものだと思っていました。	当初は、年金請求の際に1件ずつ判明させて記録統合を行なえばよいと考えていましたが、件数が多く、オンライン上の記録も不完全なものが多数存在し年金請求時に確認するのでは、対応が遅れてしまう。 紙台帳記録をオンライン化したときの不備、基礎年金場号導入時に今のような加入記録のお知らせが不十分であったこと、また、年金制度の周知が不徹底であることが問題であったと思いま
2474	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りえている情報・知識はない	記録の調査について初期対応から調査回答まで一貫して専門的な知識が必要である。現状の回答の遅れについても件数が膨大であったことが大きな要因であるがその中に初期対応での聞き取り不足や調査内容が不十分、調査回答に不適合があるなど問題が生じた結果である。このことから一定期間以上職員の専属化し増員することが必要と思われる。いままでに派遣職員が多数配属されたが数ヶ月の配属では調査業務の核となる部分についてまったく対応できない。現状人員不足から専属できる正規職員は人数少なく早期解決には一定以上の知識を持った人員を専属し増員することが不可欠と思われる。	平成16年頃数ヶ月のあいだ厚生年金の記録調査の担当となったときに誰のものか不明となっている年金番号が多数あることを知った。しかし当時は名前と生年月日以外わからない記録をどうすることもできず本人より照会がなければどうすることもできなかった。また年金記録は過去からの膨大な資料の積み上げで資料に書かれている内容も知識がなければ読み解けないことが多く調査業務は非常に難しい仕事であると認識した。	当時の引き継がれてきた手書きの資料を事務所のPCでデータベースにし調査改善を図ったが手元の資料は当時の事務所のものしかなく他事務所の資料については入手困難であった。現状東京はこのような資料もデータベースとして整理され効率化されていると思う。 またこの年金問題は当時では仕方がないが紙の台帳に記載し40年あまりも先に必要となることを想定しているつくりとなっているのか疑問がある。また機械化した際に本庁にてすべての記録を取り込まなかったことが大きな要因ではないか、現状は旧台張の記録についてもオンラインでの検索が可能となったものも増えてきたようなので氏名索引で見つけることも可能となったが詳しい情報は記録されていないことがおおく本人特定するために時間がかかることが今後の課題と思われる。
2475	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	被保険者からの申し出のあった調査については、慎重に調査するべきものであり、場合によって多くの知識・時間を必要とすることを実際に調査に携わり実感したため、早期に解決するためには、調査に携わる人員に熟練者などから研修を受講させたうえ、できるだけ調査者人員を多くする必要があると思います。	年金という生活に密着した関心の高い問題であり、国民の皆様に不安を与えた重大な問題であり、早期に解決していくべき問題であると思います。基礎年金番号導入前に手番というかたちで基礎年金番号とは別の年金番号を持っている人もいるということは社会保険事務所に勤務したころから知っていましたが、年金記録問題として大きく意識し始めたのは世間で年金記録問題として、とりあげられてからです。	国民の皆様に与えた不安を解消するため、年金記録問題解決に向けて、本来業務と両立しながら、記録調査等にたずざわることで対応しようとしました。 年金記録問題がおこる要因は過去の事務処理に大きくあったと考えられるので、記録の管理の徹底や確認もれのないよう作業を進める体制の確立がなされていなかったことが反省点として挙げられると思われます。
2476	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	最重要課題として、以下の3点に重点を置き、全力を挙げて解決に当たる。 1.未統合記録については、出来る限り分類分けを行い、現受給者もしくは受給権発生となりそうな者を最優先にして引き続き調査を継続する。 死亡者または加入期間不足者に関しては、遺族年金の可能性をかんがみ、 別グループとして調査を継続する。 2.特別便での調査記録に関しても、現受給者もしくは受給権発生となりそうな者を最優先にし調査を継続する。 3.再裁定手続きに関しては、以前より手続き期間は短縮されているものの、通常サイクルでの処理を目指し期間短縮を行う。 1.2.に関しては市区町村の住民データ、また企業の持つデータ等が役立つ場合も多いと思われる。法律との関係もあるが、庁としてまた機構として、ひいては国の抱える問題として、協力要請できればと考える。 1.2.3に関しては期間を区切ってタスクフォースを組み、さらに集中的に業務にあたる必要があると感じる。人員、人材の問題はあるが、6ヶ月～1年程度の交代制でもよいので人を投入する必要があるのではないか。	平成18～19年ごろ。 まだ在籍していなかった。	過去にいろいろ問題はあったにしろ、解決していくのは今～今後であり、一日も早く受給につながる方を中心に解決を図りたい。 また、今後は現加入者の方へ年金に関する情報提供や自身の加入記録を明確にお伝えすることで、信頼の回復と制度の安定を目指したい。
2477	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	なし	各県では、人員が不足する中で多忙な業務をこなしており人員を増やして対応していくしかないと思われます。	騒がれだしてから。	特にありませんでした。
2478	地方庁	その他(社会保険事務所)	マイクロカセット未解除の厚生年金手帳記号番号がたくさんある。	旧台帳の080検索システム作成。 期限付き職員による検索専属担当配置。	制度上の不備。紙台帳では管理に限界があった。 一人一番号でなかったために起こったと思われるが、オンラインシステムがなかった時代のため、やむを得なかったと思う。 年金定期便での窓口相談時に基礎年金番号未統合記録が予想以上に多かった。	基本的に「記録がある」という考えで、当時の記憶をできるだけ聞き取り確認をして時間をかけて対応した。くどいぐらいに何度も問いかけると思い出してもらえることがあるので、根気よく対応。申し訳ない気持ちでいっぱいだった。 すでに亡くなられている方も多く、基礎年金番号導入時の時点で早急に取り組むべき問題であったと強く感じる。
2479	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	特になし	年金記録問題とは無縁と認識していた。この問題が存在することを知ったのは 報道があってから。	特になし
2480	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在判明しているものについては早急なる解決をして、年金機構がスムーズに起動するように願っています。	各知らせにて知りました。また記録問題につきまして年金機構以降後は事務処理の管理を徹底して行い間違いのないようにしていくべきと思います。	管理と教育の徹底以外ないと思います。
2481	地方庁	その他(社会保険事務局)		ただマンパワーをかけるのではなく、解決へ向けての法整備をするべき。そのうえで一定の線引きをして救済するのがよい。	H18年頃マスコミ報道がされ始めたぐらいに知りました。初めは信じられませんでしたが、事務所の来客者が増えていくたびにこれはすごい問題だと認識するようになりました。	自分が対応したお客様にはできるだけ詳細に話を伺いながら対応しました。そのことで他のお客様をお待たせする結果になったこともありました。この問題がはじめはここまで大きくなるとは予想できなかったのでしょうか。特別便の送付にしてももっと長いスパンでやることはできなかったのでしょうか。期限があるからと言われればそれまでかもしれませんが、現場はどこも尋常ではなかったはずです。歯をくいしばって･･･といわれてもくいしばる歯がなくなったら終わりです。実際に貴重な戦力が次々と辞めていっています。もっと現場のことを当時から考えてもらっていれば、ここまでにはならなかったのではないでしょうか。
2482	地方庁	その他(社会保険事務所)		ひとつひとつ失われた記録の解明に努力するしかないと思います。	マスコミで伝えられたことによって知りました。オンラインに登録するときの漏れ等あり、国民の年金の権利にたいする意識の欠如により発生したと認識しています。	国民の方々のおっしゃることを聞き、誠実に対応しようとしていました。オンライン化するときにチェックできていなかったことが大きいと思います。
2483	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない。	そもそも「この問題」とはどの問題ですか。 「浮いた記録」の問題か、遡及訂正の問題か、不正免除の問題か、いろいろあると思います。 解決策もそれぞれに対してあると思いますが、一つ一つに対して考察した上でコメントするだけの余裕はないし、またよくわからないことでもあります。 ただ「浮いた記録」の問題に関していえば、紙台帳とWM上の記録を突合することは無駄だと思います。紙台帳の記録が絶対に正しいわけでもないし、WM上の記録がすでに訂正されたものである可能性もあるからです。 それよりも特別便や定期便のように本人による確認を徹底したほうがよいと考えます。	入庁(H20.1.1)前から知っていました。 入る前は職員の怠惰が生んだ問題だと考えていましたが、今は国民全体の年金に対する無関心が生んだ問題だと思います。 職員の責任は確かにあると思います。 ただそれだけの問題でもないと思います。 就職や離職をするたびに手帳をなくしいくつも手番を払い出された人や、基礎年金番号を作ったときに手番を申告しなかった人、事業所を適用させなかったり被用者を厚年取得させなかったりした事業主も少なからずいたはずです。 それらの問題をすべて無視し職員の態度の問題だけに収斂させようとする風潮は納得しがたい	(7)と同じように、「この問題」がどの問題かによってそれぞれだと思いますし、誰にとっての反省点かによってもいろいろあると思います。 個人的にいえば、自分が入る前にすでに起こっていた問題ばかりなので個人として反省する点を見つけるのは難しいです。
2484	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	・過去において・本来適用事業所であるべき事業所が保険料の支払いに困窮してくると「全喪届」を提出し偽装脱退していた。 ・基礎年金番号が導入される前は本人が手帳番号を持っているか否かを事業主に申し立てる形で記録の継承をおこなってきた。氏名、生年月日を含め手帳番号の有無について虚偽の申立てが多数あったが社会保険事務所では見分けることができなかった。	・偽装裏については現在、公的証明を求めるなどしているため殆ど防げていると思われる。 ・基礎年金番号が導入された後の20歳に到達した者についてはこの問題は発生しないと思うが、それ以外の方々については国民一体となって解明しなければならないと思う。	・基礎年金番号が導入されたときにこの「記録問題」を明らかにするべきであると思っていた。記録を整理する絶好のチャンスだと思っていた。社会保険庁の取り組みが甘かったと思う。	・早期に解決すべきと思ったが国民を不安にさせたり大騒動させるべきではないと思っていた。確かに社会保険庁が考えていたように年金裁定時に確認をする という考えの否定はしないが、人間、年をとれば記憶も薄くなる、若いうちに記録の整理をしてもらうべきであったと考える。国民全てが裁定請求をする者ばかりでない、無年金と思っているものも多数いるはずだ。平成9年の基礎年金番号導入時に全国民に強く働きかけるべきであったと今更ながら思う。 ・今までの我が組織は一人の職員の意見を反映または検討されるような仕組みにはなっていなかった。(現在は相当改善されたと思う)庁に意見要望あるいは質問をしても即回答されたこと
2485	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	厚生年金記録で本庁が保管しているカセット記録のWMへの登録や、国民年金のマイクロ記録の住所登録等早急な入力をする。	厚生年金の適用業務をしていた時、厚生年金の手帳番号の重複取消の書類が出てきていると感じていた。 基礎年金番号導入時に基礎年金番号登録処理を毎日行っていたため、分からない記録が多数あるのではないかと漠然と思っていた。 平成18年から厚生年金の記録照会業務の担当となり、記録不備(氏名が入力されていなかったり、カセット記録のため業務センターにカセット記録の照会を行ったり等)の記録があまりにも多いのにびっくりした。	記録問題が起きたときに、氏名の登録など行ったが、以前から記録整備を行っていれば混乱は防げてのではないかと思われる。 その当時は、期間調査で手一杯の状態であり、とにかくWMで確認できないものについては、他庁照会をする事しか出来なかった。
2486	地方庁	その他(社会保険事務所)		・厳重な記録の管理 ・人員増による未解決案件の早期解決 ・いわゆる国民総背番号制の導入による住基台帳、納税記録と社会保険関係記録の統合 ・年金制度の重要性を国民に理解してもらうべく、啓蒙活動としての教育、広報等を充実させる	いわゆる年金記録問題としての認識は、今回の年金記録問題で。 基礎年金番号導入時に統合できなかった記録については、年金裁定時等に統合するというのが、庁ひいては国の方針と理解していた。 入力誤りや納付記録もれ、記録改ざんなどは常識的に有り得ないことであり、存在するとの認識はなかった。	反省点 ・年金記録に対する庁、省、国の認識と、国民、マスメディアのそれとの間に大きな乖離があったこと ・上記のことに気づかず事務を行っていた職員の意識の低さ ・上記のことに関連し、無駄な研修施設で職員としての戦務意識を一切叩き込まない、字面だけの無駄な研修を繰り返してきたこと ・年金制度の将来に対する不安と不信の大きさが、この問題をより大きな問題とした一因だと思
2487	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に思いつきません	現状の対応にて地道に一件一件を減らしていくしかない。今後は増員体制にて臨むと思われるが、名寄せ等行われているなかで、見落とすことなく、慎重にみていくべき。最優先課題ではあるが、ここであわてて、また洩れがあってもいけない。二度と誤りがあることのないよう、多少、時間をかけてでも当たり前のきれいな記録にもっていきたい。	この問題があったこと自体信じられなかった。一件、二件の事務処理誤りなんてもんじゃない事に驚いた。あってはならない問題に国民の立場にたって対応してきたつもりだが、逆の立場であれば許せるものではない思いで対応してでもやりきれない思いでした。手番の未統合は業務課時代、(平成14年頃)確認できていたが、それは窓口にて対応してる時でその場で解決をしてきた。国年の納付問題は国年業務に携わり(平成17年頃)確認できた。なぜ昭和時代の還付がでるのか不思議でした。それを当たり前のようにこなしている我々は今思えば誤っていたと思う。	年金業務に携わった段階で、即疑問点にはあがったのではないかと思う。特に最近入庁した職員はなおのこと、皆の業務のあり方に疑問を感じざるをえない。市町村とのあいまいな連携、市町村の対応の悪さも年金業務を通じて、市町村と対応すると今でも社保のみならず、市町村の対応について疑問を感じる。ただ誰もがどこからで記録の不備に気づく事があったと思う。そのことを声を大にして問題視してこなかった職員一人一人反省しないといけない。自分の場合はおかしいと思っても先輩方には年金受給手続きの段階で最終的に正確に確認するから大丈夫と言われたことがあったと思う。そこで納得したことに深く反省している。今後、問題点は後回しに
2488	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じません。	適正な人員の配置と、予算措置。	予想を超える記録の確認があったと認識しています。国会での年金問題の議論でしりました。	当時の職員数で対応する事の難しさのなか、全所体制の確立により対応してきました。とにかく時間が出かりすぎたことにに尽きると思います。
2489	地方庁	その他(社会保険事務所)			紙台帳で手管理していた昭和61年以前の記録の中で、wmに収録されていない記録を見つけ出すことは至難の業だと思う。今回の記録問題で、そういった部分も整理されてきて、本来あるべき姿に戻りつつあると認識している。 記録問題は、宙に浮いた記録として明るみに出るまで、はっきりした認識はなかった。	本来支給すべき人が受給できるように、一つずつ解決していくように実務に取り組んでいる。 昭和61年以前の地方から本庁へ被保険者の記録を進達して、本庁で記録を入力していたときの入力ミスが原因であると考えるので、ミスを見逃してしまっていた管理体制に問題があると思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2490	地方庁	その他(社会保険事務所)	紙台帳の記録で、データ化されてない記録が相当数存在すると思われる。	紙台帳の記録を、1件ずつ確認していくしかない。	年金記録が、ずさんな管理になっているとは知らなかった。 この問題が表面化するまで知らなかった。	「消えた年金記録」については、可能な限りお客様の相談時において、調査・確認のうえ、記録が見つかればと思い対応している。 お客様の年金記録が大切なものだという認識不足が招いたものだと思う。職員の意識が、現在と同じようになっていれば、このような事態にはならなかったかもしれない。 ただ、年金制度が発足した時より当時の社会保険庁幹部はもとより、省庁幹部または政治家などは、どのような長期のビジョンをもってしていたのかと思うと疑問を感じます。 また、当時のシステム(管理体制)のことを考えると大変な作業がともなったことも想像できます。 今後は、今まで以上に職員の意識はもちろんのこと、システムの改修も必要になってくると思い
2491	地方庁	その他(社会保険事務局)				
2492	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	保有している資料(紙ベース)をオンライン記録と突合して、早期に年金記録の正常化をはかる。証拠のないものについては、本人の申立を極力受け入れる。	年金記録という国民の財産を管理する組織として、考えられない事態であり、莫大な問題であると認識している。 問題の存在については、世間で騒がれてから知るところとなった。	国民年金課所属なので、年金記録照会の調査業務へ集中するとともに、お客様への説明責任を果たすよう勤めている。 反省点としては、担当している国民年金に関して挙げれば、転居等を伴う場合に、市区町村での記録管理、社会保険事務所での記録管理について、引継ぎがもれるケースが散見されることから、引継ぎがもれないような連携体制を構築することができなかったこと、さらに、年金記録の納付状況を定期的に通知することで本人に記録の確認をさせてこなかったことが、反省点として挙げられると思います。
2493	地方庁	その他(社会保険事務局)				
2494	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	具体的な方策はすぐには思いつきません。 まずは、職員1人1人の業務を誠実に行うこと。 また、国民1人1人の意識改革も必要になると考えます。	組織の問題であると同時に、国、地方自治体、事業所(会社)、被保険者(国民)すべてに等しく責任があると考えます。 入庁後、1年ぐらいしてから。	誠実に職務に全うすること。また、ねんきんダイヤル支援・特別便対応など積極的に職務を全うした。 社会保険制度の周知をもっと幅広く行うべきだった考えます。
2495	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知られているが知られていないかわかりませんが、例えばオンラインの厚年記録において、氏名や生年月日が収録されていない記録があったこと(これは知られていると思います。)、先頭記録が「2」(再取得)からスタートしている記録があること、喪失記録が収録されていないものがあること、など、これらのことを職員(本庁も地方庁も)が認識していたにもかかわらず、その対策(正確な記録の収録)を進めてこなかったこと、は該当するのでしょうか。	やはり、現在進められようとしている紙台帳とオンライン記録の突合が必要であると思います。 さきほど市町村に対して、名古屋方式による協力依頼を行いましたが、今後においても様々な面で市町村の協力は不可欠と思います。	大変不幸なことと思います。 大きな要因として、紙からオンライン記録に代えていく課程において積々の誤りが発生していると承知していますが、時代背景等からいくらかのやむを得ない部分もあったのかもしれませんが、本庁、地方庁すべてにおいて記録管理の重要さに関する認識に甘さがあったのではないかと思います。 当時から問題点を指摘する声もあったのではないかと推測されますが、少数意見として大きく取り上げられなかったのかもしれません。 私自身が記録管理の問題をある程度認識したのは、オンラインの厚年記録に氏名や生年月日が収録されていない事例を見たときだと記憶しています。当時、上司や同僚に尋ねたときには、年金請求時に台帳やマイクロを確認するから大丈夫と説明されたような気がします。	(8)に記した事例については、問題意識を持ちましたが、当時の自身の状況から、すぐに解決すべき問題とまでは考えなかったものと思います。 しかしながら、今にて思えば、本来そのような記録が存在すること自体大きな問題であったと思いますし、問題解決に向け努力すべきであったのではないかと思います。 ただ、当時、今のように地方の1職員の意見や要望が直接本庁に伝わるような仕組みではなかったため、そういう状況の中では、あちこちにこのような問題意識を持っていたとしても上部に伝わらず、改善に至らなかったものと思われます。 したがって、今後は、どんな些細なことでも現場の職員が問題意識を持った事柄については、すみやかに本部や他事務所など全ての職員が共有できる仕組みを推進していくべきだと思います。
2496	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	社会保険業務センターの保管しているマイクロの記録をすべてオンラインシステムに入力する。 また、名前のカタカナではいっているものを漢字に変換し、名寄せをおこなう。本人に加入履歴の確認をおこなう。	制度ごとに記録の保管をしていたため、また定期的に本人に記録の通知をしていなかったため、制度的な問題と認識した。基礎年金番号の導入以前から存在することを知った。	年金の裁定時に旧姓また漢字の別の読み方で氏名索引をしてその記録が本人の記録かどうかを本人に確認してもらった。 反省点としては定期的に本人に加入期間のお知らせ、また本人がいつでも自分の記録の確認ができるようなシステムがなかったことがあげられる。
2497	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			年金問題として話題になったときに知った。初めは、こんなに大きな問題になるとは思いもしなかったが、時間とともに大変な問題だという認識になった。	当時は、事務所勤務であったので、お客様に直接対応する立場であり、できるだけ納得、満足していただける対応ができるように努めた。 初めは、知識も不足であり、対応をしながら学ぶことも多かったため、各お客様に満足していただけたのかという反省点がある。
2498	地方庁	その他(社会保険事務所)			当時、年金給付課にいましたがお客様の記録が抜けているまたは相違していることが大変問題だと感じました。テレビ、新聞等で問題が存在することをしりました。	お客様には、資格記録と納付記録を確認してもらい対応しました。この問題のついては、事前に被保険に記録を通知すべきで相違しているところがある場合は照会してもらい。情報を公開すべきだとおもいます。基礎番号導入時に徹底すべきだったとおもいます。
2499	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	処理人数を増やし、専門的に解消する組織作りが必要と考える	年金記録問題は過去の整理の関係等より必然的に起こりえるものと考えていた。 平成9年の基礎番号を設定した頃	問題が大きすぎて対応まで考えなかった。 (当時は年金請求の時に本人よりの聞き取りにより解決できるものと考えていた) 国民年金は住所で、厚生年金は職域で整理がなされているため、また旧姓のみでの管理などがあり、統合処理に本人の記録かどうかの確認に時間がかかる。 年金問題が大きくなった時にあまりにも早急に解決しようとして、ねんきん特別便や入念確認書類の発送など、同一人に何通もの書類の送付が行われ、その対応に事務所が追いつかなかった。
2500	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	全ての台帳との突合せを最優先に行うことが必要だと考えます。 台帳という証拠が残ってはいるが、年金記録の回答は、当時の時代背景や業務の行われ方等を全く知らない現役の若い職員が携わっているのが現状です。「当時どのような処理を行っていたか」などの生の声を集めることが必要ではないでしょうか。 現役職員は当然ですが、当時の業務を行っていた、OB・OGの職員からも証言を集める必要はないでしょうか。特に国民年金記録に関しては強く思います。	私の母も、厚生年金の脱退手当金について、受け取った覚えがないと言い続けていましたので、社会保険職員として年金記録問題については、考えることが多くありました。昭和60年代の入庁なので、記録については、オンラインによる業務が始まっていましたし記録に漏れがあるなどという認識を持たずに若い頃は、業務にあたってきました。それ以前の古い時代の業務について、今明らかになってきている実態は、本当に残念でなりません。年金記録問題が社会問題となった際に、母の国民年金手帳をみましたら、印紙納付した上に後に現金納付した領収書が手帳に残っている事実を目の当たりにしたとき、一部のお客様が被る被害ではなく、「誰にでもある」可能性があるという認識のもとで業務をおこなってきました。	国民年金記録申立に関する回答業務をこの間しておりましたので、可能性のあるものは全てツブスを基本に事業を進めてきたつもりです。また、お客様が何を知りたいかに対して、明確に回答を行うよう若い職員に対しては、指導を行ってきたつもりです。 領収済通知書が残っている場合、納付日及び金融機関が確認できるのであれば、それを回答してあげればいいのに、納付したとだけしか回答できない。職員の認識のズレ。お客様本位といいながら、具体的にお客様にどう納得していただくための回答を提供できるかを常に考えるよう記録問題に限らず、その他の業務に携わる職員と意識を共有することがいたらなかったことが反省点です。
2501	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	台帳照合と記録補正、本人と思われる方への確認照合に可能な限りのマンパワーを投入する方策を考えます。	一人の人間が複数の年金番号を持っている事があるとはわかっていましたが、その場合でも、年金裁定請求の折、氏名索引(旧姓も、読み仮名も変えて)を行い、本人に確認をしているので、問題意識はありませんでした。今回の年金問題により、その件数、根の深さを知りました。	記録問題発生後の平常業務が事務センターでの内部事務で対面業務がほとんどありませんでしたので、事務処理誤りのないように、という事を心がけました。 誤った処理をした場合のチェック体制が機能していなかったこと。社会保険庁全体としての問題意識の共有、改善を図るための議論の場が少なかった事によると思います。
2502	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	今のやり方でいいと思います。ただし、お客様へ回答するのに時間がかかっているので、その辺を改善すればいいと思います。	受給者など、正しい年金額を受給していないことになるので、お客様みなさんの信頼を失い問題で、しっかり対応していくことで少しでも信頼回復していかなくてはいけない問題だと思います。問題の存在は5000万件の報道からです。	来訪者や文書での相談者へ丁寧かつ迅速に対応してました。反省点はお客様へ回答するのに他庁への調査等で時間がかかってしまうことや記録の訂正が終わっても再裁定に時間がかかることです。
2503	地方庁	その他(社会保険事務局)		国の責任において解決をはかる。たとえば、作業する人員を大幅に増員し社会保険庁から転属される方や年金機構に採用にならなかった方(年金について専門知識の高い方を含めて)今の作業すすめてゆく。	すべての記録が正しくオンライン化されており、一部の記録のみが収録されていないものであると認識をしていました。 問題をしったのは、マスコミや報道機関に取り上げられるようになってからです。	年金記録相談時には、本人から過去の年金加入記録についてできるだけ詳しく聞き取りをし社会保険庁の保有する記録と照合し、不明な点は調査をしました。 反省点としては、厚生年金については、事業主に対してのみ標準報酬の通知(取得時、定時改定時、随時改定時など)を送付しており、被保険者に対しては通知ができていなかった為に被保険者本人が厚生年金に加入した意識があいまいとなってしまったと考えられます。現在のように定期便を送付するだけでなく、源泉徴収票のように社会保険料の通知をすればよかったのでは
2504	地方庁	その他(社会保険事務所)	S17.6S19.10の加入日がごちゃごちゃになっていると思います。もうひとつは今回の処理で他人に統合された分の対応が気になります。これはここまで大急ぎで処理を行うと、故意、過失がなくても誤統合は起こるのではないでしょうか。国民年金の任意加入、前納分の処理が全て還付なのは世間的にどうなのでしょうか。また国民年金04画面の納付月は後付、先付けで入力している分もあり誤還付の原因になっていることも考えられます。不明な際は不明で入力したほうがいいこともあるのではないでしょうか。納付月については市名庁でも原簿でもわからないことは多々あり	全記録のオンライン入力080も結構入力ミスが多いので訂正方法を考えてほしいです。生年月日もわかるのに入っていない分もあります。	規模はわかりませんが期間照会をやっていたので、記録オンライン再収録が必要とは判断していました。会社名、所在地が少しでも違うと調査は困難でした。特に020110系などはS35年前全喪だと出てこなかったのでは。被保険者はすべてオンライン収録されていると思っていたので、名前と生年月日ですべて出てくると思っておられ、大変トラブルが多く苦労しました。私が期間調査を行ったのは10年ほど前です。先塩もそういっていました。	組織的に対応すべきだと思っていました。そういう提案はあったのではないでしょうか。個人で行ったのは名無し記録の入力のみです。払出簿を見て未入力の分をすべて入力していく方法です。もっとも効果的な対応だったとは思いますが、調査を遅らせてまでやるのは限界がありました。
2505	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	すべての旧台帳をWMで確認できるようにし、熟知した職員を集中センターに置くことが効率よく望ましいと考えます。	事務所では、WMで氏名等が確認できない記録について、私が採用になった当初(昭和62年)より重大問題と考えていました。	年金手帳の再交付や資格照会依頼書は、一件一件慎重に処理し、WMで確認できない事業所名の変遷や名簿の所在等をしるした「トラの巻き」を作成しました。早い時期より全体で取り組むべき問題で、事務所と庁のパイプが必要であった。
2506	地方庁	社会保険事務所課長級以上			制度上の仕組み(管理方法)に誤りがあったことなので、組織全体で早急な対応が必要であり、ここまでの数があることは、この問題が取り上げられてからです。	お客様(国民)一人一人の協力をいただく必要があり、丁寧で問題解決にむけてお客様を導けるような対応を心がけました。 制度上の問題もあり、一人ひとつの番号管理が必要だったのではと思われます。
2507	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	現在行っている方策を推し進めていくしかないと思う。	年金業務の根幹(年金記録管理)の問題であり、早期に解決しなければならないと認識している。 平成18年の夏頃。	本庁・局・事務所の方針・指示等に従い積極的に問題解決にあたった。できる限り特別便・定期便の窓口業務を行ってきた。 業務センターが行っていた年金手帳番号を基礎年金番号に統合させる業務をもっと推し進めるべきだったのではないかと思われる。
2508	本庁	社会保険事務所課長級以上	これまで明らかにされている以外は知りません	遠い昔の記録であり本人もはっきりと覚えていない期間があり、なかなかすべて判明することは困難なことと思うが、氏名索引等をしても、通常では考えられないような読みで登録されされていることがあるのでこれらの整理も必要かと思います	今回の問題が起きるまでこのような問題があるとは思っていませんでした	お客様が来訪された機会を捉え、確認をしていただき統合整理していくことが必要と思います。 お客様によっては、基礎年金番号についての重要性が認識不足の方もあり、社会保障番号等で管理する必要があると思います
2509	地方庁	その他(社会保険事務所)			入社2年頃。 台帳記録からオンラインに移行する際、不備または移行できていない記録があることを認識しました。不備がある記録の特徴(先頭記録の不備など)や確認の仕方について先輩から教わりました。 オンライン創設時のシステム的な問題だと認識していました。	膨大な量であるため年金請求や期間照会等の機会に地道にチェックしていくしかないと考えていました。 時間や人員の制限があり、データの移行方法や確認について十分でないまま移行を実施した結果であろうとは推測できましたが、その検証作業を抽本的にやり直せるなどとは発想自体がありませんでした。
2510	地方庁	その他(社会保険事務所)			本人確認のできない記録が、多数存在していて年金に結びつかないことが、問題だと考えていた。昭和63年頃。	年金相談時において、できる限り本人に過去の就労の聴き取りを行い、記録の統合を試みた。 記録の管理に、現在のシステムを取り入れた時点で、もっと早く記録の統合に向けた取り組みをすれば良かったと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2511	地方庁	社会保険事務所課長級以上			年金制度創設から積み上げられてきたこととであり、社会保険庁全体の問題であると認識している。採用後ある程度経験を積んでから複数の年金番号を持っている方がいることは認識していたと思います。基礎年金番号導入により統合は進んでいると思いましたが、すべて完了するとは思えませんでした。最終的には受給申請時に確認することとなる。標準報酬の改竄は、滞納越削減の手段として可能とは考えられましたが、実際に改竄していることを知ったのは記録問題が発端でした。	年金制度創設から積み上げられてきたこととであり、国民の皆様に不信感を与えてしまったことを踏まえ、現役の職員として、国民の皆様の話を伺いながら真摯に対応するよう心がけました。過去の記録管理の方法に問題があることは当然ながら、当時のマニュアルや現場職員の認識不足から複数の年帳番号を払い出してしまったことや、年金制度全般に対する国民の皆様への広報などの周知が不足していたのでは。また、期間調査の際に事務所サイドからの情報提供に制限がされていたことが、統合処理につながらなかった原因の一つと考えます。なお、現状の記録問題ではマスコミによる扇動が大きく作用していると思うが、結果として、国民の皆様が年金に
2512	地方庁	その他(社会保険事務局)		未統合記録のうち厚生年金の古い記録が、問題だと思う。唯一の手がかりである事業所記号が0000で登録されているものもあるので、これを正しい今の記号に直すのが第一であると考えます。 名前と生年月日が一致するからといって特別便を送っても、社会保険側で事業所名が分からないので、本人記録かどうか確認のしようがない。	事業所からの届出誤りで、基礎年金番号を2重で払い出すことはあることだと思っていたが、未統合の手番があれだけ沢山あって、それも記号が不明のものが多く含まれることを知ったのは、特別便業務が始まる頃です。	取得届の処理時に、新規で出された書類について、本当に番号を持っていないかどうか、を徹底的に調査しています。一度事業所が本人は年金を掛けた覚えなし、と回答を返した場合でも、念押しで職歴、住歴の確認を依頼しています。特に年金に関心の薄い外国人や若い年代は、本人記録が見つかることも多いです。 自分の入庁前の古い手番については、何故間違ったのか分からない点もあるし、今のように市役所のデータが来ないし、手管理の時代に記録が間違っているかどうかを確認すること事は、大変困難なことなので今後の2重払い出しを無くすことを第一に考えています。 古い手番の統合は、やはり特別便を使って、本人に申し出をしてもらうのが一番の解決策だと思う。 マスコミ等の報道の仕方で、社会保険が全部ミスしたと思われているが、もっと広報する必要があると思う。未だに、手帳なしと会社に答える被保険者や、納めていないから手帳はありません、と答える事業所担当者が多い。もっと基礎年金番号を大切に扱うように国民全員の意識を変えないと、こういう問題はなくならないと思う。
2513	地方庁	その他(社会保険事務所)		人と時間が必要かもしれませんが、直接本人か家族と面談し、加入歴を確認してもらう事が確実な方法だと思います。	年金記録問題自体、起こってはならないことでありますが、一番最初に制度ごとに記号番号を払い出しする形をとっていたことから、記録の一本化がされず、加入するたびに、年金手帳を発行し、同一人物でありながら、複数の番号をお持ちの方が大勢出ることに焚がったと思いますし、加入する方も年金手帳を紛失したり、発行されたことに対しての意識の低さから、加入手続きの際、新規加入として手続きし、新たな手帳・番号を発行されることとなり、国(社会保険庁)と国民(広報不足や説明不足があったとは思いますが…)双方の問題でもあるとは思いました。ただ、台帳とコンピュータの記録の不一致は収録時の国の責任と思います。採用された直後に基礎年金番号制度が導入され、その時に複数、番号を持っている方がいらっしゃることを知りました。と言いますか、制度や実務を勉強いたしました。	基礎年金番号導入当時、国民年金の仕事をしており、市町村と連携をしながら、国民年金加入手続きをされる方に厚生年金の手帳の有無を確認しておりました。また、過去記録調査として送付され、照会があった際は誠実に対応しておりました。過去記録調査を徹底してやるための広報がたりなかったことや、年金請求時に最終確認すればいいという国の姿勢が反省点かと思います。
2514	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	知識のある現場の人員を増員して対応する必要がある	時期は平成17年頃から。 年金番号の未統合の件数が発表され、出来る限り早急な対応しなければ ならないと意識した。	事務所全員体制で、解決に向け迅速かつ丁寧な説明を心がけて対応しよう と意識した。 年金特別便の記載内容がお客様にとってわかりずらい部分もあり、説明の上でなかなかご理解いただけなかった点や、人員が少なく、残業して皆で対処しても効率があがらず、結果お客様にご迷惑をおかけした点が反省点。
2515	地方庁	その他(社会保険事務局)		内部の記録やシステムの整備を最優先にすすめ、記録調査を正確に円滑にすすめられるようにすべきだと思います。	記録システムや記録の管理が確立されておらず、また年金制度への周知が十分になされていなかった時代がもたらした問題。また、基礎年金番号制度が開始した際にも周知がそれほど行われなかったこともさらに問題を大きくした。	対応した相談者については記録の確認等整備をすすめた。 反省点は、記録の整備が完全でないうちに矢継ぎ早に特別便の送付をしたこと。 国民の不安が高まっているさなかに続けて送付をしたことで来客が殺到し、一人一人に対して精度の高いサービスが提供できたのか疑問が残ります。また、特別便の記録内容誤り等もさらに国民の信頼低下を招いたと思います。
2516	地方庁	その他(社会保険事務所)			5000万件の中身は、未統合の手番のことのみであると思っていた。 WM上に氏名、生年月日等が表示されない記録がだれのものであるのかを特定するのにかなりの時間を要し、また特定困難と思われるものがあることは、一連の記録問題が指摘されるまで分からなかった。	
2517	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし。	現在おこなわれている、年金定期便の充実と継続。	被保険者からの申請により、記録の不備等は解決していたと思っていました。 平成19年に記録の問題が起こってから知りました。	年金特別便および年金定期便等による受給者・被保険者からの照会に対して丁寧な調査・回答対応に努めました。 反省点は、年金手帳等の管理を自己責任とし申請主義であったところだと思います。
2518	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	国民年金記録に関しては過去に市町村が一部の事務を実施していたことから、地方分権法により市町村の事務でなくなったとはいえ、当事者意識をもって市町村役場においても、過去の事跡を積極的に調査する等の対応が必要と思います。国を挙げての対策であれば、市町村に求めることは必要です。	はっきりと認識したのは、年金記録問題として世間にとりざされた時に知りました。特にかなり過去の記録で、宙に浮いた記録があることがわかっていたのならば、通常業務の一環と位置づけ、何十年も前から対応に乗り出していれば、社会問題となるまでの膨大な量とはならなかったと思います。	最前線で働く人の意見が、ダイレクトに組織を動かす組織上層部の人間に伝達されない組織であり、組織上層部の人間に伝達しても、上層部の人間の状況把握能力が低く、行動が伴わないという組織風土がありました。上層部の人間となる者が適切な実力評価をされてなったものでないことも一因です。いわば組織としてすべてが欠如しているものから生じています。新規採用時は、おかしいと思っていてもだんだん慣れてしまうことも恐ろしく、また私自身の経験として、新採1年目だからと意見しても軽視されました。それでも、私自身は、年金記録問題をはじめ、すべての問題の根源がそこにあると思い、積極的に意見を出すスタンスを貫いてきましたが、組織としては、今後は積極的にどのような立場の人間からの意見も同等の扱いがされるよう職員意識を
2519	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	偽名の使用や年齢詐称、虚偽申請などによる年金記録が多数あると思われることから、最後の1件までの解決は不可能と思われる。 しかし、それ以外の宙に浮いた年金記録も相当数あると思われるので、1件1件確認する地道な作業が必要である。 その為には経験豊富な人材が必用不可欠であることから、OBの活用や日本年金機構に採用されなかった経験者を数多く採用するなど、最大限の努力をすべきである。 また、市町村にも積極的に協力を求めることが有効手段と思われる。 (これまで以上に予算を交付すべき)	平成9年の基礎年金番号導入時に大きな問題と認識するようになった。 なぜ、もっと早くから同一人物に多数の年金番号が振り出せないような仕組みが取れなかったのか率直に疑問に思った。	書類の審査時や窓口での相談対応時に同一人物の複数の年金番号を1本化するように心がけてきたが、その当時から限界は感じていた。 この問題の最大の原因は、年金番号を安易に付番してきた事だと思う。本人確認が確実にできるまで新たな年金番号を付番してこなければよかったと思う。 また、そのような仕組みを取らず、改善策を講じてこなかったことが反省点である。
2520	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		最優先課題として認識するとともに、担当課であるため、早期解決を目標に年金記録調査処理を行ってきました。 問題の存在については、通知やマスコミの報道などで把握していましたが、実際調査事務を行うことになり、より重要な問題であることを認識いたしました。	早期解決に向け、調査事務を行ってきましたが、他管轄の台帳調査や払出簿など、各社会保険事務所で調査できるようにする方法を早急に行うべきだったのではと感じております。実際、fax照会をかけても回答が1年以上もこなく、結局wmで確認できるところまでの調査で回答という方法だったため、苦情や照会が絶えませんでした。 また、調査した結果「カセットオープン」作業が必要となり、さらに時間がかかるという事例もあり
2521	地方庁	社会保険事務所課長級以上	厚年脱手支給済み記録有(社保は支給済みに間違いはないが)の人達(圧倒的に女性)の支給先で会社委任払いは、本人達に渡っていないケースが多かったのではないかと思う。特別便の対応をする中で、強く感じた。	わかりません。	あまりにもカセット等多いと感じていた。給付課にいた平成12年以降。	とにかく早くカセット解除等行い記録をWM上(021－1)で確認できるようにすること。
2522	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	自分の知る限りでは、問題は無いと信じる。 今後、紙台帳やカセット記録のデータ化によってほぼ解決できると思っている。	1. 紙台帳とオンラインの記録との突合が行われるが、第二次審査後の不明分の解明には、充分な知識を持った職員による確認が必要と考える。	社会保険に入職して4年後頃に、厚生年金の適用課在籍中、年金番号の払出簿の昭和20年代の台帳が擦り切れていたりして、確認することが出来ない状態があった。 その時から、紙台帳での管理は非常に難しいと感じていた。	当時、適用課の業務として、年金記録の照会への回答作業を別の職員等が行っていたが、時間があれば旧台帳で解る内にと思い、番号払出簿を新しい台帳へ転記していましたが、問題提起を行い職員により全部の台帳を書き換えておけばよかったと感じている。
2523	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	計画を確実に実行すること。	本人からの申し出により、調査確認を行って解決するものとの認識。 その後、こちらから、調査確認を行い、本人に連絡を行い解決していかなければならないという方向へ認識が変わった。 基礎年金番号が施行された、平成9年頃。	真摯に、誠実に対応しました。 確実な事務処理を行うことが重要であると思います。
2524	地方庁	社会保険事務所課長級以上		集中して専任で行わないと早期解決は難しいと思います。	社会保険庁業務センターは年金記録について正確に管理していると思っていた。知ったのは18年です。	年金記録については正確さを追求する。 個々の年金記録の管理についての重大さが少し欠落していたのではないかと思います。
2525	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	現在、様々な年金記録問題に取り組んでいることに対して、一件、一件丁寧に確認していくしかないと思います。	過去の記録について、やむを得ず本人記録と断定できない場合があることは認識していましたが、現在、判明している多数の統合漏れや記録もれがあることについては、認識不足でした。 知った頃については、平成9年の基礎年金番号導入時に、全ての年金番号を統合するのは、かなり大変なことだと思いました。	被保険者ひとり一人の大切な記録であると強い意識は持っていましたし、本人記録と思われる記録については、給付に結びつくよう最大限対応してきました。 しかし、従来の確認方法では、どうしても本人の記録であると断定ができず、結果的に、本人記録の特定ができなかったこともありました。 年金番号の未統合については、年金請求時に確認のうえ、決定することになると思っていた点が反省点です。
2526	地方庁	その他(社会保険事務所)	今の記録問題以外には知りません	今以上にこつこつ努力する	カタカナ誤りとか旧姓のままだつた問題 記録問題として知ったのは二年位まえだと思います	旧姓と職歴確認はかならずおこなってます

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2527	地方庁	その他(社会保険事務局)	世間一般に知られていないような問題は知りません。	職務経験もあまり長くないのでこれは、という方策は提示できませんが、現時点でできることは、とにかく正しい記録を見つけ出し(標準報酬月額など既に収録されている物も含めて)、誤りがあれば正しく訂正し、未統合の記録は可能性のある方に確認の協力を仰ぐという、従来の地道な確認作業であり、これらが一番大事だと思います。待に、紙やマイクロの記録と現在WMに登録されている記録が違うこともあるようなので、色々と大変だとは思うのですが、ちゃんと突合せをした方がよいのではと思います。(もうされているかもしれませんが。)申し訳ないのですが、画期的な解決策は浮かびませんでした。ただ、国民の皆さんに、ご自身の記録ならよいのですが、自分の記録ではないのに何度も確認の書類が届き、逆にご迷惑をおかけすることもあるので、とても心苦しく思うこともあります。	約6年前に就職した時には、年金裁定をする前にちゃんと本人に記録の確認をしているから、その時に手番の統合をすれば大丈夫と聞いていたので、さして問題意識はありませんでした。一連の年金記録問題がマスコミ等で取り上げられたことで、あのように多くの記録が未統合になっていると知りました。問題意識が低いといわれればその通りなのですが、未統合記録の中にオンラインにちゃんと収録されていない記録があると知ったのも、この問題で庁が対応しはじめてからです。	年金記録問題は、職業意識の低さがその問題を起こした一因だと思っているので、年金記録問題だけでなく、書類を登録する前の確認作業などは、安易に行わないように更に心がけるようにしました。また、年金記録問題の確認作業については、一般の方にお願いしているので、その方の過度な負担にならないよう、しかし、こちらの誘導とならないよう気をつけて対応しました。 あと、現時点でみたこの問題の反省点ですが、この問題が起こってしまったのは、将来を見据えていない安易な過去の対応が全ての元凶だと思います。厚生年金などは、事業主が勝手に加入手続きをして本人が知らなかったという例も多くあり、本来一人一番号だったはずなのに複数の手番を持っている方も沢山いらっしゃいます。庁による確認作業と本人へのお知らせを怠ってきたから起こったことだと思います。今後はお客様本位に立ち、本人にちゃんと情報を正しく届けていける体制の整備がより一層必要だと思います。
2528	地方庁	社会保険事務所課長級以上	コンビニ納付の領収書印の問題がこれから先勃発すると思われます。	コンビニでの専用の領収書発行機械が必要と思われます。	5000万件について問題が起こったのは、当時の年金相談マニュアルにも要因があると考えます。	事業所名を複数届けて頂く、たとえば事業主体がレストラン等など事業所名とは異なる店名なども備考欄等に記入するなどの処置が必要であったと考えます。
2529	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			国民に対する周知徹底の不足、広報の不足が発生原因のひとつであると思う。 昭和60年頃、年金相談室において年金相談及び裁定請求書の受付業務を担当していた際、年金手帳を複数所有している被保険者が多いこと、従前の勤務期間にかかる年金手帳を紛失している被保険者が多いことを知った。	被保険者記録のオンライン化により被保険者の権利を確保することができるようになりましたが、基礎年金番号通知を行ったときに、今回のように国民に対し徹底した照会をすべきであったと思います。
2530	地方庁	その他(社会保険事務所)			宙に浮いた年金記録が多数存在することについては入所当時(平成8年)頃から認識していましたが、年金記録は自己申告制なので本人が気づいていないなら、こちらから教える必要はないと先輩等から教わっていました。そのためあまり問題意識は感じていませんでした。	上記に述べたとおり、当時は自分自身の知識、経験も浅く、問題意識はあまり感じていませんでした。後に大きな問題となって初めて認識を新たにしました。今の自分にできることは、諸問題の処理に全力で対応し、信頼を回復できるよう努めることだと思います。
2531	地方庁	社会保険事務所課長級以上		氏名・事業所ごとに未統合の記録をインターネットや社会保険庁・社会保険事務所で閲覧できるようにして、自分の記録と申し出される場合は、期間事業所名称等を申告いただきながら、虚偽申告を防止するための質約書と証人・物証を添付し、社会保険事務所や第三者委員会的なところで判定をおない、記録統合を進める。	氏名と生年月日や年金手帳だけでは将来の年金記録が正しく査定されないのでは、60歳の年金請求時に果たして正しく履歴を確認できるのかと仕事に携わりながら漠然と思っていた。(年金給付の仕事にはそのころまでに具体的に携わっていなかったため) 平成9年の基礎年金番号導入とそれに関する他手番の申し立てで解消されるべきであったが、結果として施策が十分でなかった	この様な現場の声、国民の声を中央に上げる、地方から汲み取る仕組みが十分でなかった。
2532	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	年金記録問題は長い歴史の中で蓄積されたものであり、特に厚生年金の記録を見つけることはマニュアル化でできるほど容易ではないと思います。若手の職員ではなく、期間照会業務等の経験の豊富な職員を固定化し、OB等を含めて、集中的に行うべきだと思います。	年金記録は裁定請求の際に最終的に確認すればよい、本人の申し出がなければ、それでよいという消極的な行政の構えおよび職員の年金記録の大切さの意識の欠如であると認識しています。平成14年頃、厚生年金の期間照会業務を経験し、ずさんな記録管理により、未統合の記録が多数存在することを認識しました。	国民の皆様の声を真摯に受け止め、窓口・電話等の応対では対応ではお客様の立場にたって話を聞くようとめました。また、基礎年金番号導入の際、国民の皆様への周知不足が反省点にあげられると思います。基礎年金導入時に他年番の存在を報告していないから宙に浮いた年金として残っているのは半ばしかたなかったと感じていた職員と、それを放置していたのは行政の怠慢だと思っている国民との認識のズレがここまで大きな問題となっていると思います。
2533	地方庁	その他(社会保険事務所)	定時決定の際、4～6月のいずれか(平成14年以前は5～7月)が資格取得月にあたり基礎日数が30日未満(月給者)の場合、たとえ基礎日数が20日であっても算定対象月となり、資格取得時報酬と定時決定額が異なる結果となる場合がよくあります(平成18年度以降なら基礎日数17日の場合もあり得ます)。 法令上は問題ありませんが、被保険者から見れば資格取得時報酬における自らが認識している標準報酬と異なることになり疑義が生じます(現実にねんきん定期便において疑義照会がありますり)。	月給者において4～6月のいずれかが資格取得日に係り満日数を切る場合、資格取得時報酬と同じ標準報酬にするよう保険者決定を行えばよいと思います。	平成9年において基礎年金番号がスタートしてその際に手帳番号について本人への確認・統合作業を行っていること、また裁定請求時に被保険者に加入期間の確認を少なくとも口頭で行っているため、被保険者の帰責性が認められると認識していました。平成13年採用時から知っていました。	疑いのある番号・事実を確認次第、手帳番号統合を行うべく本人・事業所に対して手続を案内・照会して届出に基づき処理を行っていました。 現時点では、手帳番号について一時期ではなく恒常的に確認の呼びかけを行うべきだったのかと思います。また本人に対して申告漏れは年金給付時に害悪が及ぶという警告をもっと行うべきだと思います(役所のみの責任と考えていては永久に解決しません!)。そして年金請求権の時効5年は撤廃すべきと考えます。 抜本的な解決策を検討すると、将来的に住民基本台帳情報をベースに公租公課を捕捉するようにすべきだと思います(その手段が納税者番号でも社会保障番号でも形式は何でもよいので
2534	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	地道に与えられた勤務を処理していく。	年金記録問題が公になったころから	ややもするとお客様の立場にたっていない面があったと思います。
2535	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2536	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金保険料の納付記録確認を申し出る者の中には、複雑な家庭事情を申し出る者が多く、その実態は職員には理解不能なものも多く含まれます。 一方的に社会保険行政の非をにまくしたてられ、当時の状況をいかに自分に都合よく言っているとしか思われない者が、果たして本当に事実を言っているのかどうかはなはだ疑問ですが、この件については、第三者委員会に判断を仰ぐしかないです。第三者委員会には公正な判断を望みたいものです。	有効な方策はないのでしょうが、それを考えるのは第三者委員会の仕事であると思います。	「消えた年金」といわれる記録について、そのような言い方をすべきではないと思いました。「基礎年金番号に未統合の記録」とか別の言い方をするべきであったと思います。古い記録は紙台帳に記録されており、決して社会保険事務所が紛失したわけではないといったことがほとんど世間一般には知られなかったことが残念でした。 問題は、記録問題の解決に途方もない時間と労力がかかりすぎることと、疲弊しきった多くの優秀な職員が辞めていったことで、残った職員に過重な負担が一問のしかかったことでしょうか。 そもそも、基礎年金番号で記録を一本化して管理する際に、未統合になるであろう記録は多く残るだろうなとは思っていましたが、これほどの問題になるとは予想すらできませんでした。	お客様には何を言われても誠心誠意対応するしかありませんし、実際そのように応対してきました。 反省すべきところはいくつもありますが、列挙するときりがありません。 マスコミの報道が現場より先手を打たれて実務が後手になり、混乱することが何度もありましたが、現状をしっかりと見極め、その場その場で適切な対応をとることができたかどうかが、一番の反省点かもしれません。
2537	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし		解決にはとても時間がかかる問題と認識しました。平成18年6月頃だったと思います。	ひとつひとつ解決しようと思いました。システムの改良にもっと重きを置いた事業を進めていれば年金問題解決までに現時点のよう膨大な時間は必要なかったのではないかと思います。
2538	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員全員が問題の解決に向けて、自分が担当している業務以外の部分で休日出勤・残業しながらこれまで進めてきている。一定の水準の解決にはなっているのかもしれないが、まだまだやることは多く年内ですべてとはいかないと思います。引き続き機構に組織が移行しても残る業務なので、今後円滑に業務を進めていくためにも大変だが一致団結して取り組んでいきたい。	一人一人のこれまで積み立ててきた記録が抜けていた・加入されていない等根幹が崩れ落ちる非常に大変な問題だということに気づきました。問題の存在については職場に勤めて4年目で徴収の業務しか経験していなかったこともあり、年金給付・記録についてはほとんど何もわからず報道に出て初めて知ったことです。	社会保険制度ができてから最大の問題であるということは直感で認識した。とにかく混乱が生じることは想像でき、実際事務所の窓口・電話は毎日溢れかえる状況だったが、自分がここであわててもだめだということと同時に一人一人時間はかかったとしても丁寧に対応することを心がけました。 問題の反省点としてはこれまで制度創設以来現在にいたるまで何十年社会保険行政に携わってきた全員、もちろん自分も含めての責任であると思います。ただ記録調査をしていると記録管理そのものにずいぶんと杜撰さが感じられることがあり、それが早期に整備されてこなかったこと
2539	地方庁	その他(社会保険事務所)		過去の年金記録については、専門知識が必要であることから、資格照会業務経験者に担当させるべきではないかと思う。退職者の中にも経験者はいるのだから、そういう方をアルバイト等で採用し、マイクロ検索等コツが必要な業務を行っても良いのではないかと思う。	手帳番号が基礎年金番号に統合されていない記録として浮いている。マイクロの記録が手帳番号・基礎年金番号に収録されていない記録があるとは思っていなかった。平成19年頃に具体的な問題を知った。	ご本人から照会を受け、なるべくご本人の申し出どおりの記録を・・・とマイクロを探すのに時間を費やした。 特別便の対応等、事務所全体での対応を望んだがなかなかそのような形をとってもらえず、照会者への回答が遅れ苦情となることが多かった。資格照会業務は片手間でやれるものではないということを、全職員が自覚しないといけないと思う。
2540	地方庁	その他(社会保険事務所)		これまでのように、本人に自身の記録でまちがいないかどうか確認していくしかないと思います。	消えた年金問題とはWMですぐに確認できないという問題だと考えます。 実際にすべての記録がオンライン化されていれば、期間照会などで時間を要すこともなく、すぐに回答でき、厚生年金未加入の照会についても自信をもって加入記録はないと断言できます。 年金記録問題はTV等で報道されたときに知りました。	旧台帳からオンライン化となったときにすべての記録がオンライン化されなかったのかが疑問に感じます。 今でこそ検索システムがよいものになり記録が見つかりやすくなりましたが、それでもまだオンライン化されていない記録が多数あります。 すべての記録がWMですぐに確認できるような状態にすべきと考えます。
2541	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録の直接の問題ではないが、第三者委員会に社会保険の職員が出向していることは世間では知られていない。 第三者の立場から判断するはずの機関に社会保険の職員が関わっていると知ったら、やはり問題になるのではないでしょうか。	雄のものか特定できていない記録については、本人、家族等に確認する以外方法はない。 今後年金請求されるお客様については、請求時に再度確認調査が必要。	統合されていない記録は、基礎年金番号制度が施行された時から当然発生しており、それ以来お客様に未統合記録がないか通知されていたが、最終的には、年金請求時にすべて確認できるであろうと考えていました。また、既に年金を受給されているお客様については、請求時に確認を行っているはずであるため、漏れはそう多くないであろうと考えていました、 しかし、国会で19年5月頃?未統合記録5000万件について取りざたされた事でこれだけ多くの記録が不明となっていることを知り、請求時の短い時間で確認することは不可能であると思いました。	年金相談以外でも窓口でお客様に接する機会が多くあったので、記録についてはどうですか?と漏れがないか確認しました。 そもそも、制度事態に無理があったものではないかと思われます。 名前、生年月日は、就職する時にわざと偽って働いた方もいらっしゃいます。そのような記録は特定するのが困難です。 当時の事はよく知りませんが、オンライン化された時の入力ミスが原因では? オンラインの記録は完璧であると、私が社会保険に採用された時はそう思っていました。
2542	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません		基礎年金番号制度が発足した当初、年金手番については老齢年金の請求時に統合を行えばいいという認識でした。そのため自分自身が年金相談を行う際には、若い方には勤め先を年金手帳やメモなどに記載し、年金請求時整理できるよう説明していました。手番のまま残っていても大丈夫と思っていました。 年金請求時には年金手番がないか確認を行い、記録漏れが発生しないよう対応を行ってきました。そのため問題とも感じておりませんでした。 国会で消えた年金について話題になったときにそれが問題であったと認識しました。	対応は変わりません。お客様に迷惑がかかっていますので、丁寧に対応することを心がけました。 ただ、窓口に来所される方、電話で相談をされる方は解決することができるけれど、何も反応がない方は手紙を出したり訪問を行わないといけないと感じました。事務局勤務のため実際にはできませんでしたが。 反省点は職員の基礎年金番号についての認識の甘さだったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2543	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	社会保険庁で保管している各種台帳等やオンラインの記録の正確性がかけている以上、ご本人様へ記録を提示し、それを確認していただく他ないと思うが、昔のことになればなるほど、ご本人様の記憶も不確かな場合が多いというのが定期便等で来訪される方々を対応して思った感想です。 よって、最近新聞等で目にしましたが、不正に申し出を行った者には厳正に処分を行うという担保をとったうえで、ある程度過去の分については、ご本人様の申し立て通り記録の訂正に応じるという姿勢で臨まざるをえないと思います。全台帳との突合作業もよいですが、どうしても時間を要してしまうということがありますので。 また、同じような問題が20年後、30年後に起こらないためにも、将来に向かっての対応もきちんと行わないといけないと思います。 具体的には、 1. ご本人様が自分の希望するときに、記録の確認が出来る(現在でもIDﾊﾟｽﾜｰﾄﾞを利用した記録確認が出来ますが、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄを利用できない環境の方には不十分なので)という情報公開等の体制をもっと充実させること。その際、不正アクセス等を防ぎ個人情報等の扱いは十分気をつけること。 2. (厚生年金の場合)事業所に対する調査・指導を定期的に行い、未加入者や報酬等をきちんと届出されているかﾁｪｯｸする。場合によっては、職権適用等を積極的に実施する。悪質な事業所等には、告発等を含め、厳正に対応する事をすする。(国民年金の場合)他の機関とも連携(税情報の活用など)し、納付が難しい方への対応もしっかり行う。またそうできる法整備をしっかり行う。 3. 現場が上記1、2等の業務がスムーズに行えるように組織目標や達成するために限られた	国が行っている事業としては、あってはならないことです。しかし、これまでの仕事のやり方(現場だけでなく、それを監督すべき上部組織も含む)をみると起こるべくして起こったといわれても仕方がないと思います。 言うまでもなく一刻も早い全件解決に向け、日々仕事をしています。 なお、平成17年4月採用なので、これまでいろいろと問題になってきた事象については、テレビや新聞等で知りました。	この問題については作業工程に従い、懇切丁寧に対応をしております。 反省点としましては、上記(7)及び(8)の質問で答えた取組みや体制に不備があったものが積もり積もって生じたものであると考えておりますので、それを今後どのように解消していくか、ということだと認識しています。
2544	地方庁	その他(社会保険事務所)			誤りがあるとしても一部の人だけの記録だと思っていたが、多数の人の記録補正・追加が行われることに驚いている。	記録については本人に確認を行い慎重に追加・補正を行っている。
2545	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	国民に対するわかりやすい説明。	年金制度の信頼を失う由々しき事態と認識していた。 マスコミで報道されている事で知った。	年金制度に関する信頼回復にため、お客様の立場に立った対応を心がける。
2546	地方庁	その他(社会保険事務所)		国民の皆様の信頼回復のため、年金記録を正確に作成し、保管・管理するという使命感と責任感をもって、業務にあたることが必要と思います。	消えた年金記録問題が、マスコミで取り上げられるようになった頃に知りました。	窓口で、お客様の記録ではないかと思われる記録が見つかった時には、お勤めをされたことがないかを、丁寧にお伺いするようにしました。 年金の裁定請求時に、確認すればよいといった考え方でいたことが今回の問題を引き起こしたと思います。
2547	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	特別な解決策はない。	一人に一枚の手帳番号での管理ができなかったこと。 公表されて知った。(件数等について)	取得時に二重払出しにならないよう。 年金請求時に資格の確認の徹底等。 基礎年番附番時の届出の徹底等。
2548	地方庁	社会保険事務所課長級以上	国民年金の旧記録で、年度の納付変換処理(674)をするときに、台帳自体にその年度の納付月数が表示されているだけで、納付年月を特定できず、やむなく適当に登録をされたケースがある。	市町村台帳があれば対応できる部分もあるのではないか。	年度の納付月数が一致していたので、年金額に影響はなく、迅速に年金給付をするために登録もやむをえないと認識していた。 初めて国民年金配属時(平成元年)	当時は、市町村に確認するも、市町村職員も対応が後回しであった。(年金額に影響しないため) 年金記録に訂正がなければ受給額に影響がないので、重要事項でないと思っていたが、厚生年金等の記録の統合で国民年金の記録訂正となり、保険料還付等が生じ年金額に影響がある場
2549	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	今のやり方で、一つ一つ積み重ねていくしか方法がないのではないか。	年金記録の不明等があのように膨大の数あるとは思わなかった。 マスコミ等で公表されてから。	自分を含め年金に対する認識不足、考え方に甘さがあったと思う。
2550	地方庁	その他(社会保険事務所)	逆に報道などで問題を認識できる位であった。	特効薬はない。地道な統合作業を続けるしかないと思う。	私は基礎年金番号が切入される前に入庁したため、統合前の記録は当然存在するものと認識していた。ただ、報道で聞いたり、この件に関する事務連絡などを見るようになり、今のような問題意識が自身の中で生まれた。	この問題が大きくなり全市町村での年金相談や入念調査などでお客様とじかに接し最前線での対応ができた。長期にわたる年金制度なのに朝令暮改でお客様に対応する現場職員でも特例などが多く見落としやすい制度にした点が問題点と思う。(現在の老齢基礎年金でさえこの計算式をみて一般の方は理解しにくいと感じると思う。)
2551	地方庁	その他(社会保険事務局)			統合されていない記録があることは知っていたが、それは本当に持ち主がわからないものばかりだと思っていた。恥ずかしながら、オンライン化されていない記録があることも知らなかったし、報酬の改ざんが行われていることも知らなかった。世間で記録問題が大きく取り上げられるようになってはじめて知った。	お客様からの問い合わせや相談時に過去の勤め先や住所などをできる限り思い出していただいて、年金加入記録を整理しようと努めた。 過去にも記録を整理する機会(特にオンライン化されたときや基礎年金番号制度ができたとき)はあったはず。予算の関係や、当時の政治の関係もあると察せられるが、今さらながら、もっと早期に取り組むべきだったと思う。そうすれば今よりもっと記録の持ち主が判明できたかもしれないし、ご迷惑をおかけすることも少なくてすんだかもしれない。
2552	地方庁	社会保険事務所長	特にはありません。	○「ねんきん特別便」等の回答のない皆様の市町村ごとのリストを作成し、 今回のフォローアップの「回答のないもの」等と同様に、市町村の協力を得ることが一番の早道と考えます。(できるところだけでもいいと思います) (ねんきん特別便の送付が始まったときに、いくつかの町村から申出もあり、本庁へも連絡したが、データ提供が難しいということで市町村からの申出を断った経過もある) ○全てのカセット記録の展開を早急に行う。 ○民間委託等により、年金制度に精通をしていない人たちで記録整備を行った場合、第2の年金記録問題が発生しないか危惧をしております。公的年金の業務に携わった人たちで、最終的には確認作業をすべきと考えます。 ○紙台帳との突合は、目で全件数を突合するよりは、紙台帳をデータベース化し、機械で突合し、はじいたものを入力により確認するほうが、誤りが少ないのではと考えます。	平成19年の記録問題が発生するまで、未統合記録がこれほどあるとは予想をしていませんでした。 年金受給者については、特に、以前から年金裁定請求時に20歳以降60歳までの年金加入履歴をを全て確認し裁定することとしていたので、その時点では、ほぼ記録確認が行われていたと認識しておりました。 旧法の場合は、制度ごとに1年以上の期間がないと受給できなかったため、そういう方の記録位と認識しておりました。	事務局運営課の補佐でいたこともあり、記録問題解決の中心となって全力を挙げて対応してきたと考えております。 問題点につきましては、私自身は、採用されたときから『年金手帳の記号番号』は預金通帳の記号番号と同じだよとお客様に言い続けてきたということもあり、年金記号番号は本人が自己責任で管理していなければならないと考えていたため、年金制度に携わるものとして、記録管理に関する認識が甘かったと反省しております。 また、年金記録は、一人40年以上という記録を管理することとなるため、戸籍等と同様に複数の官庁(組織)で管理する等の対応も必要でなかったかと考えます。 ※記録管理の責任は、中央での責任が非常に大きいと考えます。
2553	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	年金特別便や広報などで広く伝えること 紙台帳と機械上の情報との突合 相談窓口や回答作業の充実(きちんと担当を決めて対応するなど)	旧姓などで手番があるのは知っていましたが、そんなに大きな問題とは認識していなかったです。 年金記録問題については、テレビや報道等で大きく取り上げられて、大きな問題であると認識しました。	年金特別便の回答作業にきちんと調査のうえ回答するなど真摯に対応しました。 紙台帳から機械上に記録を移すときの登録誤り等と当時の年金制度に問題があったのではないかと思います。
2554	地方庁	その他(社会保険事務所)	(1)既婚女性の記録に於いて、旧姓当時の記録を確認しようとした時、本人が、その会社での基金加入証を持参していたので、基金経由で、厚生年金番号を確認。しかし、社会保険庁のPCデーターベースでは、その番号は、他人の記録に既に整備されていた。そこで、名前・会社等を調べ、マイクロフィルムに記載されている厚生年金の記録を確認した所、本人の名前が確認出来、関連資料を添付し、担当事務所に整備を依頼した。結果は、本人の記録として整備された。 [redacted] (2)年金相談で、基金の記録が抜けているとの事で、調査した結果、社会保険庁のPC記録では、ある期間が基金未加入となっていた。尚、会社は、勤務地の変更のみで、ある勤務地だけが、基金加入の記録が抜けていた。しかし、本人は、基金から、該当期間は年金としてして受給中であり、国からの厚生年金は、基金がない物として、支払っている。最終的には、基金の記録が整備されたが、再裁定による年金額訂正は行っていない。	(1)に対して 窓口だけでは、限界があり、関連部門の支援が必須。現状は、依頼を起こしても、兎に角、順番待ちとの回答で、相談者に可也のストレスを与えてしまう。 (2)に対して 本問題の発生原因が推定できませんので、その原因の明確化が必要と思います。	相談者にとっては、大事な問題であり、関係する人が協力し合って、極力客観的に速やかに解決に努力しなければならない。又、窓口では、記録確認が難しい場合、記録照会で相談内容を受け、後日回答となるが、相談者からの意見は、何で時間がかかる?との声が多い。 仕事に携わって2～3ヶ月後位。	時間内で記録が判明しない時は、後日(時間外、休日出等)PC上でマイクロフィルム等の再調査を行い、記録の確認を試みた。又。所内の経験・知識等が豊富な人に、手伝って貰い記録の再確認をした。更に、他の事務所に依頼した内容は、担当部署経由で時々結果Followをした。 記録整備を後回しにした(?)。すなわち、年金受給年齢迄、記録の確認を国・本人も含め十分に行わなかった(?)。
2555	地方庁	社会保険事務所課長級以上		年金に精通した職員の確保。 年金機構に行けないだとか、行かせないだとか言っている大臣を更迭するか発言を撤回させ、問題が解決するまで分限免職に該当する職員を年金記録問題に対応してもらう。 それくらいやらないと22年1月以降、更なる問題を招き、泄乱が増え、病休者が増えるの間違いないでしょう。早く解決したいならそうすべき。民間の人に対応してもらうなら気の遠くなるほど時間がかかる。 今の社会保険庁の方針はとにかくマンパワーを投入すれば良いという考え方。人が入るのはいいことでしょうが、しっかり仕事が出来るまで時間がかかるし、教えるのは当然職員ということ。結局、職員に負担がかかることとなる。 22年1月以降、健保協会や、厚生局に転任する職員もしばらくは記録問題の仕事をさせるべき。1人でも多くの経験者を確保しなければ絶対に解決することは出来ないでしょう。	時代時代の政治と行政の怠慢(安易な制度設計)、社会保険庁の歪な3層構造が生んだもの。 その片棒を担いだ我々。 結果、受給者、被保険者、に多大な迷惑をかけることとなった。 昭和63年ころ、すでにこうなることを予想していた。	真摯に誠実に正確に対応してきました。我々にとって、お客様は多数の受給者、被保険者のひとりですが、お客様にとってはご自分の一生を左右するであろう年金です。お客様ひとりひとりの立場に立って、真摯に対応するしかありません。 問題点は山のようにあります。100年先を見据えた、キチンとした制度を設計しなかったことが最大の問題点です。 細かいところは言い出したらキリがありません。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することをおっていつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2556	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	本人死亡や覚えていないことにより統合できない記録は統合できないでしょうし、第三者機関の判断に委ねる記録が無いものや期間が相違するものについては全ての方を認めることは出来ないと思います。全ての国民が納得できる方策は無いと思います。 我々に出来ることは特別便等による申出に対する記録確認を決め細やかに行い、統合処理、再裁定の処理などマンパワーを要する業務について人員を重点的に配置し、迅速化を図ることと思います。	厚生年金については事業主からの手続きであるため、被保険者本人が拘わることがあまり無く、被保険者本人も会社任せであることが多く、国民の皆様は社会保険庁がしっかり管理していると思われていたと思いますが、我々、社会保険庁の職員は年金の記録はご本人様の年金請求時までに統合を行えばいいとの認識があったと思います。 国民年金については検認等の過去の納付方法は現在のようにシステム管理が出来る時代ではなく、また、届出主義であったことから未加入期間等が発生しやすい状況にあったと思います。 また、膨大な年金記録のオンライン化の作業時の手順を検証できていなかったのではないかと思います。 オンライン化されていない記録があると知ったのはマスコミの報道により知りました。	ご本人様からの申出、相談、また、いわゆる1466万件の記録に対する対応等に一件一件丁寧に対応するのを心がけましたが、正確さとスピードを両立させるのが困難でありました。 現時点においても担当部署は処理に追われており、年金記録に対する事務等の手順の見直しなどが必要と思います。 また、このような問題を繰り返さないよう、法整備も含めこの問題が発生した原因をとことんまで追求・検証して年金に関する手続のしかたなどの細かい点も含めて国民の皆様が納得できる制度とすることが必要と思います。
2557	地方庁	その他(社会保険事務所)		お客様の立場に立ってできる限り早急な処理を行う。	年金記録問題が浮上する前に記録照会の業務を行っていた頃は、あまり意識していませんでしたが、今回の事態を受けて年金制度の根幹を揺るがす大きな問題だと感じるようになりました。	単なる事務処理ではなく、お客様の立場に立って業務を行わなければ信頼を回復できないのではないかと思います。
2558	地方庁	その他(社会保険事務所)		一件一件、紙台帳とオンライン記録の見直しをする、または新システムを構築し、再度一から入力しなおすなど、時間をかけてやるしかないと思う。 今後は、このような問題が起きないように、基礎年金番号は一人一番号のみであることや、年金制度について、広報・年金教育などで徹底し、被保険者本人にも意識してもらう必要があると思	平成11年～12年頃、国民年金担当課であった時、被保険者の方から、国民年金保険料の領収書があるにも関わらず、記録に反映されていないという指摘を受け、市区町村から社会保険事務所への連絡ミス、社会保険事務所から社会保険庁への連絡ミス、及び、紙台帳からオンライン化される際の入力ミスなどにより、記録が漏れているケースがあると知った。 現在、問題になっているほど、件数が多いとは思わなかった。	当時は、記録漏れが判明した時点で、個別に訂正していった。 人間がやることなどで、ミスはあるものだが、チェック体制が行き届いていなかったことが問題だと思う。 何か新しいことを始めたり、変更がある場合も、万全の体制を整える時間が必要だ。
2559	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	台帳を簡単に検索できるようにして1件1件確実に処理していく	1人でいくつかの厚年・国年番号を持っている人がいるのはわかっていたが年金請求時に統合すればいいと思っていた 資格照会を担当した時ですが件数までは把握していなかった	
2560	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号を導入する時点である程度は予測できたが請求時点で統合することが可能と思っていた・その時点で必ず問題が生じることとなるからどう対策を進めていくのか何も求められなかった。また、オンラインする時点で少なくとも記録はすべて正しくされたと思っていた。 過去の古い部分の記録漏れがこれほどまでとは、マスコミ等で騒がれ始めてから	組織として現場の意見をなぜこれまで無視してきたのか？ 報道されているようなことではなく現場の意見を聞くという体制を作らない限りは難しいのではないか？
2561	地方庁	その他(社会保険事務局)		ひとつひとつ調べるほかになく、人員を増やして早期に解決できるようにする。	多くの年金受給前手番の未統合によるもので、以前から行っている「名寄せ」がほとんど知られていなかったことによる問題については、制度の説明不足であって、大きな問題とは認識していません。受給者や現役被保険者であっても、本当に記録がもれている例は、大きな問題と思いました。	窓口・電話での説明をひとりひとり対応するしかないかと考え、そのように対応しました。 紙台帳・手管理だったこと、年金手帳(番号)をひとりにいくつも交付していたことは、当時の制度上仕方のないことだと思いますが、被保険者本人の管理・申し出を基本とした姿勢が反省点ではないかと考えます。
2562	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号導入以降、完全には記録は整備されないと想像していた。	できるかぎり、検索や対応を心掛けてきたが、件数が多いため対応しきれない。 自分達が採用される以前からのことなので、なんともいえないが、制度の複雑さやあいまいな記録管理等に問題があると思われる。
2563	地方庁	社会保険事務所長	ありません	・専門の知識を有する、OB等の協力が必要不可欠と思われます。 (理由)当時の事務処理方法など取り扱いに従事された職員の知識により解決が早くなると思います。 ・雇用保険記録との突合についても時間がかかると思いますが一つの方法では中と思います。 (理由)雇用保険記録は社会保険庁のオンライン以前に既に導入されていることから重要な手がかりの一つと思われます。	・一人の社会保険職員としてご迷惑をおかけした方に申し訳ないと思います。 ・新聞等により「年金記録問題」が報道された時。	・ねんきん特別便等窓口対応について、一人一人来訪者の記録を確認していただき納得していただけるようにご説明させていただき、ご不審な点は照会申出書を提出していただいた。 ・基礎年金番号導入時における広報及び市町村や企業等への協力要請が不十分であったかもしれません。
2564	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	職員一丸となり丁寧に取り組んでいくしかないものと思われます。	統合しきれていない手番は本人が管理しており、請求時に統合されるもので問題ないと考えていました。 恥ずかしながら報道により問題の存在を知り大変驚いたしだいです。	実際に迷惑を被っていらっしゃる受給者・被保険者の皆様にはこちらの真摯な対応で信頼回復に努めるしかないものと考えています。 反省点としては、すみませんが現時点では思いあたりません。
2565	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	しらない。	報酬改ざんなど本当の問題と制度の沿革や事務処理システムの歴史的経過などをごちゃまぜにした現在の報道等、その背景をしっかり検証しないまま、年金が政争ツールとして翻弄され、戦前からの事務処理レベルを現代のコンピューター時代のレベルに揃えようとすることに違和感を感じる。 現在のヒステリックな異常な取り組みに対して、ブレーキを掛ける者が居ないことが国民にとって不幸なことだと思う。	地方で事務処理を担当する者は、記録整備過程での事務処理誤り程度の認識。報酬改ざんやセンターにおいてのまるめ等は報道により知った。	(7)同様でおそらく問題意識が希薄と言われると思うが、本当の不正等の問題は別だが、それ以外の事務処理は、戦前以後の紙時代の日本の事務処理レベルにおいて、社会保険庁だけ特別低い事務処理だったとは思わない。 他の省庁及び民間の事務処理レベルにおいても同等の歩留まりの範囲内と思われる。 今までの仕組み、社会保険庁の取り組みが悪いのは事実だが、過去の反省は必要だが、いつまでも過去を穿ること(記録確認)に人、金、物使わず、将来に向け投入願いたい。
2566	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。		ねんきん記録問題として公表され、年金受給者よりの照会があまりに多かったので大きな問題であると認識した。 平成5年に年金手帳再交付業務に携わったとき、オンラインに載ってないカセット記録があることを知った。しかし、記録は年金請求の時までに確認整理するというスタンスであったため、記録の早期整備の必要性は感じたが、特に問題意識は持たなかった。	現時点での反省点 手書き台帳のオンライン登録時の入力誤りが多いのではないかと感じる。 基礎年金番号発足時に、予算措置を行った上で、もっと計画的に且つ徹底的に記録整備を行うべきであったと思う。
2567	地方庁	その他(社会保険事務所)		目標を設定し、集中的に取り組むこと。具体的には、平常業務担当課とは別に年金記録担当課を設置し、目に見える形で、進捗管理をしていく。本来、ここまでしなくでもいいのかもしれないが、お客様との接点を持ったときには、必ず年金記録確認を行うことをマニュアルに掲載することで、徹底をする。	現業課である国民年金課に配属され、業務をこなせるようになり、マスコミの報道がきっかけで、いろんな不祥事、年金記録問題を認識するようになった。宙に浮いた年金については、基礎年金番号への切り替えがスムーズに行われず、今でも番号統合整理中であるもの、時間はかかるものであると認識していた。消えた年金については、今ではコンピューター管理となっているが、紙台帳管理からの移行作業のこと聞き、手作業ということもあり、マイクロとの不突合の可能性もあ	お客様との接点がある際には、真摯に丁寧に年金記録確認を行い、番号統合、記録調査のうえ、記録を正してきた。お互いに証拠がない中での、相談には、慎重かつ確からしいものであるかに重きを置き、対応するよう心がけた。反省点としては、基礎年金番号創設後の番号統合状況、紙台帳からオンラインシステムへの切り替えの進捗管理、事後フォローやチェック機能の徹底がなかったことに尽きると思う。
2568	地方庁	その他(社会保険事務局)		一つ一つ淡々と事務処理をしていく他ないと考える	裁定請求の際に手番を統合して年金を支給していたため、そういう流れが普通だと思っていた。未統合の5000万件が報道されてから、大変な事だと認識した。	とにかく一つ一つ解決していく他ないと考える。未統合の記録について早急に統合処理を進めていかなかった事が問題だったと思う。
2569	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	解決策はないと思う。	年金記録もれについては、年金給付や国民年金業務に携わり、被保険者との接触の中で、その問題の難しさを認識していた。 年金記録改ざん等不正行為については、報道等によって知るだけでした。	年金請求、相談を通して一つ一つ対応してきた。それ以外の方策がなかった。 根本的な解決策がないまま放置してきたこと。問題の責任転嫁と先送り。
2570	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		確認作業の人員増が必要。	国民に対する信頼を損なった。年金は国民皆様の死活問題である	相談体制において、国民の声を大切にお聞きし誠心誠意回答すること。
2571	地方庁	社会保険事務所長	特になし。		社会保険庁職員として、最優先に取組む課題。 平成19年度後半に問題が起きたと認識している。	企職員一丸となって国民の信頼回復に努め、相談体制の充実を図った。 人材不足、年金相談・年金給付等の経験者の絶対数が少ない。もともと社会保険事務所の職員は2～3年で担当係・課所を異動しているため、すべての職員が年金部門を経験しているわけではない。 自分の経験では、30年間のうち総務関係が半分以上、年金部門はかなり以前で2年程度の期間しかない。
2572	地方庁	その他(社会保険事務所)	紙台帳からオンラインに切替の際、処理過程に不手際があったり、基礎年金番号制度に切替時に、加入者の関心が低くご理解が得られなかった時に、一度きりのお知らせで終わったことが要因と思います。 平成9年時に今回のとくべつ便や定期便のように、しつこい程のお知らせや確認のお願いを行っておれば、もう少し小さな問題で終わったと思います。	窓口で相談の対応をしている立場から申し上げられることは、対象者が高齢者が多いため一月でも早く年金の再裁定処理をして支払うことだと思います。 またそのことが、一番年金制度の信頼回復に役立つと思います。	年金ののぞき見が問題となりましたが、当該者は自分の勤務している職場のニュースに興味本位で行ったのではなく、ニュースに敏感で関心があるがゆえの行為に対して過剰なまでの処分や今回の機構への不採用は納得のいかない行いと思います。 また、このようなことが官僚主導を政治主導にチェンジした結果なのでしょうか？	問題解決が長引いていることが反省すべき点と思います。
2573	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2574	地方庁	その他(社会保険事務所)	①障害厚生年金受給者、在職中死亡者(遺族厚生年金)に係る厚生年金他手番を登録すると、訂正前の年金額から減額されてしまう案件が出てくる。 ②第4種厚生年金加入期間がある場合、新たに判明した厚生年金期間によって、第4種期間を還付する事となるので、訂正前の年金額から減額されてしまう案件がある。 ③障害厚生年金受給者に、新たに判明した厚生年金期間を追加すると、判明した厚生年金期間が、障害厚生年金の初診日前の場合、報酬月額を下げる事があり、現在の障害厚生年金に返納金が発生してしまう案件がある。自分自身の老齢厚生年金額は増額される事となるが、返納金の負担の問題があり、説明に時間を要し、返納方法申出書をなかなか作成していただけない。 ④新たに判明した厚生年金期間を追加すると、厚生年金加入期間が20年を超えるため、本人の振替加算を遡及して返納した上で減額となる案件や、配偶者の過去の加給金を返納していただ	現在の年金額計算では、①と③の問題は解決出来ない。 しかし、②については、新たに判明した場合でも第4種を還付せず、そのまま年金額計算に算入して良いというように、法律等を変更していただければ解決すると思われます。 ④の問題は、加給金の仕組みそのものによるため解決策はないと思われます。	平成9年4月1日入庁初日、たまたま対応したお客様から、昭和30年代の徴収証書の提示を受け、WMでの記録と突合したところ、未納となっていた。 当時の上司になぜこのような事が発生したのかと質問したところ、「昭和30年台や特例納付の時期は、事務が手作業だったため、領収証書があってもWMでは未納となっている案件が多数ある。」と説明され衝撃を受けた。 質問した上司に、速やかに対応しないと将来年金受給する時点でお客様に迷惑がかかるのではないかと言ったところ、「年金受給手続き段階で確認するし、領収証書を持参してもらえれば訂正するのだから問題ない。」としてとりあってもらえなかった。 入庁直後であったため、時限爆弾を抱えたような気持ちで背筋が凍りついたのを明確に記憶しており、現在の状況が判明した時も、予想通りになってしまったと悔やんでいる。 確認しているWM情報に、誤りがある事を知りつつ業務を行わざるを得ない状況に深刻な問題であると常に認識していたが、自分自身で対応する事が出来る規模の業務ではないため、何も出来ない事に対して葛藤を抱えていた。	年金記録問題を認識した直後に、上司に対して対応策を求める具申はしていましたが、年金受給手続き時点で対応するという回答しか得られなかった事で、何も出来なかった事が悔やまれる。 反省点として挙げると、社会保険庁として一体となった年金運営がされていなかった事と、問題対応に向けた制度の構築がされてこなかった事が原因と思います。 日本年金機構では、こうした失敗を二度と繰り返さないように、窓口業務と一体となった問題意識の共有と、問題解決能力を組織として充実させていかなくてはならないと考えます。
2575	地方庁	その他(社会保険事務局)			取り扱っている国民の年金記録が、過去に様々な事務処理上の問題があった結果、100%正確なものではなくなってしまっている問題と認識しています。 問題の存在を知ったのは、平成15年頃です。	お客様に丁寧に応対し、正確な事務処理を心がけました。 また現時点でみたとき、お客様の大切な記録を取り扱っているという意識と業務執行ルールを尊守するという意識が充分ではなかったと思っています。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2576	地方庁	その他(社会保険事務局)		とにかくマンパワーが必要。しかし、ただ単に人が揃えばいいという事ではなく、一定以上の年金に対する知識を持った人でないと難しいと思われます。ですので、未経験の方を対応させる場合には、相当の研修等が必要と思われます。	当初報道され始めた時は、5000万件という数字のインパクトは大きいけど、未統合なだけであり、それほど大きな問題になるという認識ではありませんでしたが、過去の記録の不備がこれほどまでにあるとは正直思いませんでした。	未統合が問題になった時点では、統合が行われていないだけであり、記録が消えたという事ではないという点を中心にお話ししました。その後、実態としてそのような件も少なからずあるという事がわかった時は過去記録についての確認をお願いするよう努めていました。 紙の台帳及びマイクロフィルムからWMへの入力時にミスがありうる、というのは、ある話です。しかし、もし間違いがあれば年金受給の請求時に被保険者本人が申し出るだろう、その時点で修正すればいいだろう、という、受け身的な考え方がどこかしらにあったかと思います。
2577	地方庁	その他(社会保険事務所)			入職したときはすでに年金記録問題が公になっていた。(当時記録整備事務員であった)	
2578	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2579	地方庁	その他(社会保険事務所)	未だにカセットオープンされていないものされていても記号番号の入力なく本人のものである確認ができないケースが多々見られる。	記録を整備(判明)したものの通知だけでなく、速やかにカセットオープン(全ての記録を)整備し、一度の通知ですむ様にする。	一部の記録(氏名・生年月日)等判読不明のものがあり、WM上に記録がないものは知っていたが、これほどの記録がもれていたことは今回の年金記録問題で知りました。	現在も相談者の身になって窓口対応しています。 庁の者は機械化の時点でわかっていたはずであり、問題を先送りしたことが反省点です。
2580	地方庁	その他(社会保険事務所)	・記録が判明したが新規裁定・再裁定の届出をしていないために手番統合がなされていない受給者の存在。 また、それに伴いその受給者に対し、住基情報などから「名寄せ便」が送付されている。 ・本人確認により本人の記録ではないことが確認されている(基940「記録正常」で登録済み)にもかかわらず、「名寄せ便」が送付されているため苦情になっているケースがある(多くの場合、「佐藤」、「鈴木」姓などの多く存在する苗字の方)。	・入念調査の方法(入力システムを含めた)の整理。	起こるべくして、起きる問題。 保険料方式(賦課方式)をとる我が国の年金制度において選択した政策の結果が顕在化するのは30～40年後、一世代を経過したのちであるため問題がより大きく複雑化するのは自明の理。 採用から数ヵ月後。ちなみに私は採用6年目です。	法律の立案権限のない社会保険庁単独では、個人、職場の権能では解決はできない。 現在の尺度で判断することに他ならないので、年金制度携わる一職員として過去を一方的に論ずることはできません。
2581	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録の問題について一般に言われている以上のことは知りません。	基礎年金番号になっていない記録について、誰のものか確認していく作業が必要と思います。	平成19年頃、知りました。 本人自身が過去に厚生年金に加入していたと認識しておらず統合されていない記録があるので、早急に確認作業を行うべき問題だと認識していました。	本人からの加入期間の調査依頼については、正確な調査を行い、早急な回答を心掛けました。 また、聞き取りを行う際には、調査期間のみを聞き取るだけでなく、年金制度についても認識していただく対応をしようとじました。 現時点でみた場合、反省点としては、年金制度の変遷が数多くあったなかで、制度の認知度が低かったことが挙げられると考えます。
2582	地方庁	その他(社会保険事務所)	特には何も知らない。	お客様と面談させていただく中で、「年齢を偽って仕事をしないと雇ってもらえなかった。」、「名前を通称名で通していた」、「事業所名は覚えていないが勤めた」等の内容のものは、難しいものがある。 また、国民年金について言えば当時、市町村での収納に誤納があったりすると「誤検認」の情報が出ていたはずだが、処理もれが市町村や社保庁にもなかったとは言いきれず、また転入転出の方の情報管理も当時担当していた方が市町村にいない状況下では難しい。 どこかで一定のラインを引くかこのまま「第三者委員会」に委ねるかとならざるを得ないのではないかと思われる。	勤務して27年目になるが、厚生年金については、台帳方式、名簿方式と各県においても当時の管理の仕方が異なっていたこと。(7)で述べたような時代背景があること等により100%解消はなかなか難しいと認識しつつも、できる限りの調査とお客様への説明が必要と思った。 国民年金制度が始まる前から納めたとか、第3号だ等言われる方に説明して納得していただくのに時間がかかる。やはり国民の皆様には年金制度は複雑でわかりにくい。きちんと過去ご経過と問題点をわかりやすい形で広報すべきだと思う。 今までの勤務で記録関係に携わる課にあまり配属されていなかったので、全くOとは言い切れなかったとしても、こんな問題になって知ったのは、平成19年のマスコミ報道からです。	(7)や(8)で述べたとおりであるが、過去の体制のあり方。 国が行う制度なのに、国民年金は住基情報が必要で市町村の協力がないとできない。厚生年金は居住所でも苛と異なる点が多く、未だに未加入者が多いこと。 せっかく基礎年金番号と統一したのだから被用者年金制度を一元化し、被用者年金でない期間は、第3号の届出をある期間待った時点で、国民年金に自動的に加入させる方法等をとるなどしていくべきではないか。ただし、法の整備が必要である。
2583	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金保険料を滞納している会社、倒産した会社があるが、滞納している会社、倒産している会社と滞りなく支払っている会社と差別無く被保険者への給付額が変わらないというのは問題ではないでしょうか？どうしても解に落ちないです。	消えた年金問題の対象者は高齢者が多く、字も書けない、来所もできない方も多いです。本人確認が取れたものは、本人の自筆に拘らず、ハードコピーで担当者印などがあれば請求できるよう事務手続きを簡素化したり、また戸籍謄本等も公用での請求を活用すれば事務手続きのスピードもあがり、本人、こちらも助かるのではないかと意見します。	年金に関わった時点で直ぐに気づいた。社会保険事務所は酷い管理をしているなと認識しました。	事務所への負担を考えずに、社会保険庁は安易に本人に通知を出しすぎる。事務所にいるとそのことに問題だと感じ、反省していただきたいと思っています。
2584	地方庁	その他(社会保険事務所)		一件一件時間が掛かっても地道に処理するしかないと思います。現在は以前よりWM上で未統合の記録を確認できるようになりましたが、いまだにカセットがオープンされていないものもあり回答に時間が掛かることがあります。出来ればカセットがオープンとなっていないものは今後早急に整備をすすめてほしい。		
2585	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		特に認識しておりませんでした。 知ったのは問題とされた頃です。	記録整備を可能な限り行うべきであると思います。 ただ、数十年前の紙台帳管理時代の人が行う作業に100%を求めることは厳しいとも思います。 ご本人様の記憶を基にできる限りの整備を行うしか…。 氏名の漢字、住所、生年月日…等、社保職員の入力誤りもあれば、届書の記入誤りもあります。かと言って、証明できる書類を添付してもらうこともご本人様の負担になるなど、どうしても問題が生じます。 個々人や事業主から見れば、様々な行政に係る窓口が複雑です。
2586	地方庁	その他(社会保険事務所)	原票を業務センター進達時に入力ミス、または進達漏れが多数ある。また原票、名簿に性別の誤記入も相当ある。また喪失日時等が未入力のまま放置されている記録が相当数あったがそのあきらかな誤入力を計画的に解消している実態が今までない。 相当数の名簿が判別不能なほど汚い筆記でなされており記録補正時にその解読に多数の時間がとられるなど後世に記録を残すという意思が確実に欠如している実態がある。原票、名簿記載の標準報酬月額と入力された標準報酬額に相違があるケースがあり補正を行うケースがある。 戦前、戦後の混乱期の名簿がひとつにまとまっていない恐れがある。 再裁定だが遺族年金受給者の再裁定の場合、一般向け発表では3ヶ月ほどという公表がなされているが実態は一年以上かかっている実態がある。	台帳を確認することが必要だがその台帳そのものが誤りのケースがあるため統台帳の確認は必ずしも正しい情報を反映できるかどうかは限らない。厚生年金に関してはまず名簿、原票を完全にオンライン上で確認する必要があり、また旧台帳のオンライン収録を完全に行うべきであると考える。	新規採用者研修等でも未収録の台帳の存在は教えられておらず、また記録が完全でないものも一部分であるという説明を受けていた。ここまでひどいものだとは正直言って問題発覚後です。	反省点としては記録問題の対応に関しては年金給付、厚生年金適用、国民年金の幅広い知識が必要なのにその研修を完全におこたったまま対応に突入したため事務所職員の書類に対する誤記入、誤回答が多数発生した。特に年金給付関係の知識が必要な相談が多数、発生したのにもかかわらず年金制度、最新の給付制度に対する知識を欠いている職員が多く(これはここ数年間の国民年金問題対応に人員を多く割り振った弊害が現れたと思う)窓口にて適切な対応がなされていないケースが多数発生していた。すくなくとも年金給付に対す一定の知識のかさ上げを全庁体制で行うべきであったと思う。
2587	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	年金記録問題への対応に職員を集中投入するため緊急性のない他の業務は一切中止する	マスコミなどで報道されてから知りました。記録管理を軽視してきた本庁幹部の認識が問題だと思いました。	日常の通常業務や年金相談業務などの正確、迅速な処理、運営に対して本庁が軽視してきたことが反省点だと思います。普段の通常業務を正確に運営していくこと、また記録調査に関しては極力徹底した調査の上回答することを心がけています。
2588	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	一件でも多く正しい年金の給付がされるようマンパワーの活用が大事だと思います。	約3年前、消えた年金と表現され実際のところ他の手番を統合処理されていないだけとはじめは、認識していました。しかし国民年金の領収書があるにもかかわらず、市区町村の台帳では未納扱いとあってはならない問題であり、年金制度に対し不信感をあおるものであると思います。	膨大な件数であるが、一件ずつ「自分の身内ならどんな気持ちを持つだろう」と本来正しい記録の調査、補正を行いました。現時点での反省点としては、当時県によっては、業務のやり方が違う場合があったように思う。今後は、統一されたマニュアルを基に適正な処理を行う必要があると
2589	地方庁	その他(社会保険事務局)	思いあたりません。	組織そのものが激変する時期において、平常業務も遅れさせるわけにはいきません。まだ未確認の記録については、時間がかかったとしても、現受給者、年齢の高い人からきめ細かく確認を進めていく方がいいと思います。	厚生年金の旧台帳の記録などの問題があることは期間調査を担当している職員から聞いたことはあります。かなり前だとは思いますが、いつ頃だったかはわかりません。国民年金旧台帳とオンライン記録の不整合がまれにあることに関しては、平成の初期に年金給付を担当していたので、問題を感じてはいましたし、一度全件マイクロとの確認をしたほうがよいのではないかと思ったことはあります。	厚生年金記録の問題に関しては、自分個人としては関連業務にあたったことがないため、何もしていません。しかし、他職員から早く旧台帳の記録整備をしてもらいたい、そういう要望は出ているが予算面でやってもらえないと当時聞いた気がします。国民年金記録については、当時マイクロフィルムによる管理がされていたため、自分で記録上気になるものについては、個々にマイクロを確認していました。その時点では、できるだけのことをしているつもりでしたが、もっと現場から意見を強くあげることはできなかったかとは思います。記録上の問題点に関しては、早くから現場も庁の方も承知していたと思います。オンライン機器の機能性の向上にも関係し、どの時点で何ができたかはわかりませんが、全体として受給者、被保険者の立場に立って、記録管理をするという姿勢に欠けていたのではないかと思います。
2590	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	亡くなってる方、無年金の方などの記録は統合が難しいと思う、すべてを統合させるということではなく、無理なところはきちんと公表すべきでは。	業務センターに在籍しているとき、旧台帳の存在を知った。平成3年ごろだと思います。ただ、それと年金記録問題とは直接そのときは結びついていません。とにかく旧台帳記録をWMに反映させるために毎日作業があってました。	WMに入っていない記録(旧台帳)が膨大にあったと記憶しているが、私が社会保険に入る前から毎日カセットオープンの作業があっていたはずなので、もっと重要視して早急に人数を増やしてやるべきだったのではと思う。
2591	地方庁	その他(社会保険事務所)			今も昔もそうですが、年金(国民年金など)の加入、申請(請求など)は本人 の申出によりあずかるとなっている。私が在籍したのは平成6年以降になります がその時にはすでにコンピューターがあり、これから加入などをする方の記録は 迅速に把握できたが、昭和の時は紙台帳であったため把握が難しかったと 思われる。システム的には、本人の申出による年金加入、請求などは仕方が なかった部分もあったと思われる。 この問題を認識したのは特別便などの対応をする少し前になりますが、実際に 対応してみるとこれほどの問題なのかと再認識をした。	年金記録問題に関しては今のコンピューター時代ならできて当たり前と思われるが今は問題があると思われる当時の紙台帳という仕組みはその時には妥当な仕組みであったと思われる。社会保険庁としての管理がいきとおってなかったという事が最大の反省点であると思う。今もやられてますが紙台帳をすべて、コンピュター上で見られるなど簡単に記録を確認できるような仕組みを作成し、 少しでも早くに年金記録問題を解決していきたい。 現職場が年金係であったため個人的には年金問題で来所される方に対して 誠意をもって親切、丁寧な対応をした。
2592	地方庁	その他(社会保険事務局)	知らない	オンラインシステムで管理している記録と紙台帳の記録を突合し、記録を一致させる。 新たな問題を発生させないために、被保険者及び受給者個人へ記録管理についての協力をさらに求めていく。 (加入記録を定期的にお知らせする「ねんきん定期便」等で、現状を把握してもらい、さらに関心をもっていただくよう周知する。)	国が管理運営しているからこそ信頼し、40年もの長期にわたり掛けてきたにもかかわらず、記録管理へ不備があったということは、国民の信頼を裏切る重大な違反行為であり、年金記録管理の責任の重さを痛感したものであった。 年金問題が存在することを知ったのは、平成9年1月の基礎年金番号導入時に、オンラインシステムで管理している記録と紙台帳の記録が相違している事実や、氏名及びフリガナ等の入力誤りなどを発見したとき。	窓口や電話等でお客様と直接お話しをする際には、オンラインシステムで管理している記録をご自身の目で不備やもれがないかを確認していただくようお願いした。記録に不備があった場合は、謝罪した上で速やかに訂正するなどの対応を心がけた。 反省点としては、基礎年金番号導入時に「ねんきん特別便」のような加入記録を皆様へお知らせし、記録統合を呼びかけるとともに、システム変更により、統合していない記録を抽出し、速やかに対応していればよかったのではないかと思う。 「待ち」の姿勢ではなく、「攻め」の姿勢であれば、このような重大な年金不信とはならなかったのではないかと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在職していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2593	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。			
2594	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じません。		理由はいろいろとあると思うが、個人の記録に誤りがある方の多さに驚き、かつ一人でも多くの方が正しい記録になるよう窓口等で対応してまいりました。知ったのは、平成19年の夏前ごろだ	窓口で年金特別便の問い合わせのお客様の対応をほぼ1年くらい、本業とは別に対応させていただいた。反省点は、業務の役割分担をはっきりさせた方が良かったのではないかと思います。
2595	地方庁	その他(社会保険事務所)	今年の3月から任用職員として年金記録の業務に携わっていますが、まだ期間が短い為自分が感じた問題だけ申し上げます。 高齢の方が多く記憶が定かではなっかたり、すでにお亡くなりになっている為、記録の決定ができない事があります。 そのためご家族にお話を伺っても、わからない場合がかなりあります。 また、当時通称名を使用されていたり、兄弟姉妹の名前で働いていましたというようなご照会もあり、ご本人様からの申し立てがなければわからないであろう事も多々ありました	ご本人様やご家族に連絡し、わかる範囲でできるだけ詳しくお話を伺い、時には事業所にもお電話をして、当時の状況を聞くなどしてできるだけのことはしているつもりなのですが、他にどのような方策があるのか、いつも考えています。	相談職員として年金給付課におりましたので、、年金記録について耳にすることはありましたが、詳しいことはわかりませんでした	私が年金記録に携わらせて頂いてまだ期間も短いのでわかりませんが、聞き取りのため電話をさせて頂くと、殆どの方は一生懸命思い出そうとして下さったり、後日ご連絡を下さったりします。
2596	地方庁	その他(社会保険事務所)			あってはならない問題。このことに関しては、世間からのバッシングは当然だと思う。社保庁の記録にこんなに誤りがあると知ったのは報道されるようになってから。現在調査課に在籍しているので、記録相違の多さに驚いている。	すべての誤りを発見するよう毎日取り組んでいる。特別便でお客様のご相談をお受けするときも、なるべく具体的な情報を聞き出し、記録判明に結びつくようにしていた。船保記録は生年月日、氏名の記載ミスが多すぎる。当時の社保側、事業所側の確認不足。年金記録を扱うという重要性の認識が職員に欠けていたのでは。また、年金に対す興味が今ほどなかったと思われるので、広報不足。オンライン化のときにもっと予算をかけてチェック体制を完璧にしなかったこと。一人がいくつも番号を持てる制度設計のミス。
2597	地方庁	その他(社会保険事務所)			紙で管理していた記録を機械へ移行する際にもれや間違いがあったことは、採用されて配属された国民年金業務課にて、年金相談担当から年金裁定のための補正依頼を受けて処理する際、マイクロで紙台帳を確認し、知っていました。 国民年金の過去の納付記録は、年度の中途で納付状況に変更がある場合(免除へ変更、付加保険料納付等)等、単純な記録でないものは、機械上月数のみ登録し、個別の月の状況登録は行われていませんでしたので、年金裁定時、再度確認するようになっていると教わりました。再度紙台帳と機械記録との突合確認を行うことで年金裁定の間違いをふせいでいるとの認識でした。	処理依頼を受けたものや、記録の相談を受けたときには、紙台帳確認を行い、上司に相談のうえ適宜訂正処理を行っていました。 全国の全員の記録という膨大で重大なものは、時間に追われて処理を済ませてしまうものではなく、どういう問題が発生するか、防止するにはどうすればよいか、それを踏まえてマニュアルを作成する等、不必要な時間をかけてはいけませんが、必要な時間をかけなければまいけないという点が反省点だと考えています。
2598	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		社会保険事務所に採用された当初から、年金手番の統合作業は終わりの見えない膨大な作業であり、本人から申し出のない限り脱漏した記録は解消しないだろうと思っていました。	健康保険、厚生年金保険の資格取得届に年金手帳が添付されている場合は必ず確認し、統合できる手番があれば即座に統合するようにしていました。 問題点としては、年金制度発足当初から制度についての国民への周知が足りていなかったのではと思います。もっと、年金手帳が預金通帳なみに大切なものであることをお知らせしていたら、厚年手番が乱発されることはなかったであろうし、手帳をなくして加入記録がわからなくなってしまう方を減らすことができたと思います。
2599	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	厚生年金の未統合記録については、氏名、生年月日が基礎年金番号と同じものは事業所名、所在地も明記して自身の記録であるのかの確認書を送付して照会する。 国民年金の記録は、ある一定、第三者委員会での判断が公平になると思われる。	単に、基礎年金番号に統合されていない手帳番号の記録が存在しているとの認識で、年金請求時等に旧姓を含め氏名・生年月日索引で統合されていくものと思っていた。 平成19年頃、消えた年金として問題が表面化した頃から。	記録照会されたものや名寄せ該当者等、一つひとつ、丁寧に調査確認していくことに努力してきた。 手帳番号として記録があるものについては、同じ地域に就労していたことがあることや同じ地域
2600	地方庁	その他(社会保険事務所)		特別便未回答者に対する提出要請。	手管理から機械管理への移管作業がきちんとできていなかった。 手管理時分の管理方法の不備。 基礎年金番号導入時に一人一番号の徹底ができていなかった。 問題報道が起こった頃に知った。	窓口対応や電話対応に一生懸命取り組んだ。 記録の管理に対しての意識の低さ。
2601	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません	現状の作業を正確かつスピーディーに進める。	年金関係の担当課になった経験が殆どなく、今回の問題になり理解しました。過去の記録管理について、職員の意識が現在と違っていたのだろうということや、年金請求時に整理をするという考えだったようなことを聞いた気がします。 また、オンライン化になるまで台帳であったり、カードであったり等記録する媒体にも、更に人が筆記具等で記入するという方法にも問題があったと思います。 ただ、色々な理由があるにしてもご本人の大切な記録が不明あるいは正確ではないということがあってはならないので、現在の作業を正確に、なおかつ速度を上げて進めなければならないと考	できる限り速やかに、なおかつ正確に対応しようとしています。 問題点としては、機械化の遅れ、職員の意識改革、紙による進達等の管理、本庁地方庁の一体化、研修等の活用不足、専門性不足、法律及び仕事の複雑さ等があったと考えます。
2602	地方庁	社会保険事務所長	年金記録の問題ではないが、新たに発足する日本年金機構は経験を有する職員が極端に少ないため、過去の社会保険事務所の60%以下の戦力でスタートすることになり、多くの問題の発生が予想されます。	現在の手法で地方事務所が一件づつ対応していくより方法はありえない。	制度の発足当初において制度により年金番号が別々であり、これを基礎年金番号に統合する作業を平成9年に実施したが、この統合作業が徹底されなかったことが最大の原因である。しかし、当時はこの基礎年金番号に対して国民は全く無関心であり統合率は30%以下であったと記憶している。 また、年金番号の重複取得が多数発生している現状から一人の記録が複数存在していることが予想されたが、年金の請求時点で統合すればよいとの認識を与えられていた。 業務がオンライン化されるまでは年金番号の重複の防止は不可能な現状にあったため、現場の職員は多くの未統合記録が存在することは認識していた。	業務センターにおいて年金記録データを機械に入力する作業がいかにずさんであったのか、その実態を知り、大きなショックを受けた。 自分が目にしているオンラインデータが職員でありながら信用できなくなり、可能な限り旧台帳等の原簿確認を行うことが必要と考えて対応した。しかし、多くの他庁照会が発生して、社会保険事務所の機能がショートすることとなった。 年金制度のように50年、100年の長期展望が必要な事業でありながら的確な長期ビジョンが全くなかった。 多くの未統合記録の存在を知りながら放置したことは国の責任だと考えている。 社会保険庁という組織は現場の声が全く反映されない組織であった。一番分かりやすい例では高齢化を目前にしながら年金相談部門を軽視した人事が行われ、優秀な若い職員を相談部門に配置する人事は行われなかった。また職員も相談部門に配置されることは左遷的な認識をもっていた。 建物も年金相談コーナーを想定した構造とはなっていないため、お客様に不快な思いをさせている。 駐車場のスペースも確保していない事務所であり、その予算が配布されないとの事情であった。 高齢化を迎えることが確実に分かっていながら長期ビジョンを立てなかったのは国の責任ではないですか。
2603	地方庁	その他(社会保険事務所)		全職員が一団となって年金記録問題に対応していく。	年金制度に関わる重大な問題であると認識している。 年金記録問題の存在はねんきん特別便を送付する前の平成19年初旬頃に知った。	年金記録問題の早期解決に向けて、ねんきん特別便の処理を優先的に行ってきた。 年金請求時に記録を整備するのではなく、年金番号を新規で払い出す時に他の番号を持っていないかどうか本人によく確認を行うべきであった。
2604	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知られていないというより、マスコミの偏った報道によって、住民の方が誤認識をされている部分が多いと思います。	【解決策】といっても、地道に住民の方々の理解・協力を得ながら進めていくしかないと思います。 「スピード」だけを重視するなら、なんとでもなりますが、新たなトラブルを招きかねないと思われます。	平成9年の基礎年金番号導入時点においての未整理記録があまりにも多すぎたと思います。もちろん社会保険庁の「やり方」にも問題はあったと思いますが、「年金」に対しての住民の方々の理解不足もかなりの要因と思います。 このような大きな問題となったことに関しては、(WMに収録されていない記録が膨大にあるなど)「報道」で初めて知りました。	「制度」そのもの及び私たちが生まれる以前の記録管理の仕方に大きな問題があったのではないでしょうか。当時はそのやり方でよかったのかもしれませんが、時代の移り変わりとともに、届出の仕方や事務のやり方を改善していかなければならないのに、そこは改善(多少は変わっていますが、根本的に)せず今日まで流れてきてしまったことが反省すべき点ではないかと思います。
2605	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	以下の方策をとればよいと考えます。 ・窓口での090、090-1氏名検索を徹底する。 ・老齢年金等請求書類に旧姓の記入欄を設け、090、090-1氏名検索を漏れなく行う。 ・ねんきん定期便を今後もお送りし、引き続き定期的にお客様にご自身の年金記録をご確認いただける機会を作る。	年金記録問題は社会保険庁および年金制度に対するお客様の信頼を損ねかねない問題であり、早期解決に向けて努力しなければならない問題であると認識しておりました。そのような問題が存在することは、報道等で年金記録問題について世間一般に知られるようになった時に知りました。	窓口でのお客様対応の際に090、090-1氏名検索を徹底するよう心がけ、お客様と一緒にお客様の年金記録を確認するよう努めました。また、年金記録訂正に伴う再裁定については、お客様にご迷惑とご心配をおかけしておりますので、特に親切、丁寧に対応するよう心がけました。現時点でみた場合、これまでお客様にご自身の年金記録を確認していただく機会が少なかったことが反省点として挙げられると考えます。今後はお客様にご自身の年金記録を確認していただく機会を定期的に提供させていただくことが重要と考えます。
2606	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	年金記録問題についての処理を行うチームを特別に作って対応する。	自分が今まで仕事をしてきた中ではそういう事はないと思っていたので、正直驚いた。国民の皆様にご迷惑をおかけしたことについて誤まり、早期に解決するようしなければと思っていた。記録問題が起きてからはじめて知った。	自分で出来る範囲の中で対応した。過去の記録の切り替え時点で十分な時間と費用をかけて処理を行なったほうがよかった。国民年金を例に取れば、旧台帳などのマイクロ化についても全部を対象にすればよかったと思う。
2607	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	年金の請求する60歳時に、約40年前の職歴を思い出すことは困難な方が多い中で、特に複数の年金手帳を払い出している方は、被保険者名簿の抽出等で判明することは極めて難しい例がある。 まず、カセット記録を早急にオープンすること。 事業所索引名簿のように被保険者名簿をパソコンに収録すること。WMの確認と同時にパソコン	保険料を納めているのに年金に反映されないことは、まことに遺憾である。 WMで記録が登録されていなくても、被保険者名簿の調査で記録の確認が十分可能と考えていた。 庁がいかにずさんな管理をしていたことは知らなかった。 マスコミ報道された時期に知った。	申し出に対し、懇切丁寧な対応をしてきた。また、一日でも早い回答をすることと判明した追加支給についても早急な対応を考えて対処した。 適正な記録管理に尽きる。 保険、年金、税金等に関する「総背番号制」をとること。
2608	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	統合されていない手番について1件づつの確認する	年金として、積み立てをしたものが、本人の記録として記載されていないと加入者(受給者)は不安になってしまうと思います。本人の申し立てどおり、記録が確認できないケースなどがあり対応がむずかしいと思っています。	記録が確認出来ないときは、期間照会を預かりました。記録が確認出来ないケースが多くあり、結果的に期間照会の件数が多くなってしまいました。
2609	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		当時、加入期間照会の回答をするにあたって各県、各個人の回答意識、レヴェルがばらばらであったとおもいます。	

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2610	地方庁	その他(社会保険事務所)	公表されている以外には、特に知っていることはありません	職員の意識改革が今以上に必要と感じています。 今日現在においても、お客様への対応が全くいい加減と感じられる(言葉使いや横柄と感じられる対応等)職員がおります。そういう職員は元組合運動を率先してやっていた方が多く、管理職も注意をしていない現状があります。もちろん、幹部職会議でもそういう方達は「忙しいのでその件は、出来ません、やれません、やりません」を連発している状況です また更に、常識のない年配の職員もおり、勤務中に携帯のメールを打ったり、私用電話を平気でている人がおります。もちろん、管理職は気づいているのでしょうが注意していないと思える状況があります。 一生懸命に働いている中堅以下の職員の士気が当然さがっています。 過去の問題は少しづつ改善していけば、信頼回復につながっていくと思いますが、職員の教育	自分が20代後半の時に、徴収課の分任官を1年経験したときに専囲気として記録の改善をやっているようなことを話として聞いたことはありますが、自分はやっていなかったし、当時の上司からもそのような指示はなかったので、実際の問題と認識したのは、年金問題以降になります。	年金問題発覚以降、直接の担当課の経験はないですが、まずは自分自身に年金についての知識を身につけ、いい加減な対応をしないこと、また、お客様に分かりやすい言葉での説明をおこなうことを心がけています。 過去の問題の反省点としては、最低限必要な研修もないまま、現場の先輩からの伝達のみで業務を行っていたという現状から、良いことも悪いことも判断出来ない状況だったと思います。 問題を起こしているケースでは、上司等に必ず相談しているはずなので、相談した結果組織として問題を起こしていると考えられるので、必要と思われる研修は実施していただきたいと感じています。
2611	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	非常に難しいと思います	非常に難しい問題と認識していました平成15年頃だと思います	皆と行動を共にしようとしました考えをお答えする時と思えません
2612	地方庁	その他(社会保険事務所)	第3号被保険者の問題です。 ねんきん定期便やねんきん特別便で、記録が判明したがその期間が3号期間中であった場合、2年以上を経過する分は第3号特例期間として、3号の確認を行ったうえで第3号特例期間の処理をおこなっている。 しかし、その3号の確認作業において、住民票や所得証明書などの添付書類が多く、また健保組合においては、扶養の証明ができない場合もある。 判明した記録が、短期間だったにもかかわらず、わざわざ書類を揃えなければいけないのかとのお客様からのお問い合わせ・苦情が多数見受けられる。	記録が判明したことに基づき、第3号特例期間が生じたときの添付書類を簡略化し、申立書のみとすればよいのではないか。	社会問題として取り上げられてから、初めて年金記録問題を認識しました。 一人ひとりの貴重な年金記録を保管・管理しているという考えで日々業務を行っています。	一人ひとりの貴重な年金記録を保管・管理しているという考えで日々業務を行っています。
2613	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	現行対応の確実な実施。(氏名索引、聞き取り等)および、すでに裁定済みの者からの問い合わせには説得より納得してもらえるような真摯な対応を心がける。	年金記録は正しいものと、信じていた。今回の問題が起きて初めてわかった。 自分自身の考えが揺らぎ、年金相談等に自信がなくなってきている。	法令を遵守し、丁寧なお客様対応を心がけている。 事務処理の確認のあまさがあったのかも知れない。
2614	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	紙台帳の記録が、汚れたり破損したりで確認不可能になっているケースがある。	十分な時間と専門的な知識を持った職員で慎重に検証することが必要である。	10年位前から年金給付に携わるようになって、名前の読みの違いで探せなかったり、会社名が誤って登録されていたりしていることがあった。 オンライン記録は、正確でない部分があるので、照会があったときは、慎重に調査をする必要が	記録についての照会や相談があったときは、できるだけ慎重に調査をするよう指示をしていた。 オンライン記録に収録する際に完璧を期すべきだった。
2615	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	お客様の皆様方に今回の年金記録問題について、ある程度ご納得いただくことが当面の目標であると思われますので、まず早急に手番になっている年金番号や宙に浮いている記録を正しくお客様の記録に特定することと今受給されている全て方々の金額が正しいものかの確認していただくことをできるだけ速く実現することだと思われます。	今、組織にとって一番重要で早急解決しなければならない問題あり、この問題を特に意識するようになったのは平成18年頃だと思われます。	一人一人のお客様の話をよく聞いたうえで一件一件丁寧にかつできるだけ迅速に解決に向けて対応してきたつもりですし、これからもそのようにしようと思っております。 反省点としましては時間がかなりかかっていることだと思われますので、これからは、すこしでも速く解決できればと思います。
2616	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	最期は人の目による確認になると思う。ただ人を投入するというものではなく、一定のレベル(年金の知識)を持っている人を投入し確認を行うしかないと思う。 また、システムの方ではその確認が迅速かつ正確に行えるようにアシストできるシステム等を構築する必要があると思う。(現行のOBO検索や事業所検索システムは正確性に欠けていると思	報道で騒がれ始めた頃に知った。問題を知った時は、現時点のような大きな問題になるような認識はなかった。	意識及び関心の低さがあったと思う。現行のように年金への関心が20年・30年・・・前にあったのか。また、国民のみな様の大切な年金記録をお預かりしているという職員の意識の低さがあったのではないか。その意識があり、もっと早く対策を取っていれば現行のようなことにはなっていなかったのではないかと思う。
2617	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくにありません。	今行っている台帳との突合などを引き続き早急に行い記録に反映させていくことが大前提ですが、現在進めている国民年金台帳の画像化等を行った上で、残されている台帳を都道府県ごとに一局集中させ、記録確認のための専門的な部門(厚生年金で一部おこなっているようなイメージ)で集中的に取り組み、事務所では画像化されたものをWMで確認するような進め方をしていくことで現在より、効率的に業務を進められるのではないかと考えます。 また、現在ダイヤル等できちんと確認もせず「記録がありません」「住所が変更されていません」等、安易に答えてしまい、事務所に確認をするようにと案内され事務所に問い合わせをしたところ、実は簡単にわかるような案件も多々見受けられるため、きちんとオペレーターに研修等を徹底して、お問い合わせいただいた方に不要な不安・不信を与えないようにすることも照会を減らしていくためには必要ではないでしょうか。	基礎年金番号導入後の採用のため、手番と基礎番両方が存在すること、来統合の手番が複数あること、案内を当時から発送していたこと、またマイクロフィルム等は残されているがまだWM上の記録に反映されていない記録があることは、採用時の配属が厚生年金の適用課であったため、採用当時から認識していましたが、昨今問題となったような膨大な件数があるとは正直考えも及びませんでした。 照会業務にあたって、オンライン化されていない記録や手番(手番は案内を送っていましたが)について、ご本人が照会や年金請求時に確認されない限り、判明しないことは、制度に対する不信や不安につながるのではないかという危惧がありました。	記録問題と呼ばれる前については、照会のあったものについて可能な限り手を尽くして探すこと、紙重複番号等について本人に確認する等、番号を増やさないことなどと心がけておりました。 現在は、届出審査・処理時に届出人本人と思われる手番や基礎番が判明した際は、確認し統合処理をして、1件でも多くの記録を本人に結びつけることができるよう心がけております。 また、私が反省点として以下のことが考えられます。 ・きちんとしたオンライン化がされていなかったこと ・保険料をいただく一方通行となっており、以前は年金定期便のようなご本人がご自身の年金記録を確認し、それについて回答等をいただく双方向のものではなかったこと ・説明する職員でさえ、複雑さを感じる制度であり、お客様から見てなじみを感じる制度とはいえなかったこと この点を踏まえ、機構でわたし個人としても引き続き問題意識をもちながら対処していく所存です。
2618	地方庁	その他(社会保険事務所)		社会問題化してから国民の目は厳しくなっており、1件1件、親切、丁寧に調査するしかないと思うが、人員が減少する中で、多くの件数をかかえており、早期解消には人員増を求めたい。	年金問題があることは仕事をしていく中でだんだん知っていくこととなったが、これだけ多くの件数があるとは知らなかった。	社会問題化したことで、国民の目は厳しくなっており、解決に向けて親切、丁寧に対応することを心がけている。反省点としては、年金番号制度の制度的な問題はもちろんあると思うが、当時の事務処理の確認が不徹底であったことは組織として反省しなければならない。
2619	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	なし	詳しくは新聞等で取り上げられるようになってから知った。 担当していた仕事の内容により、承知していない事もあった。 基礎年金番号に結びつかない記録が多いのは、社会保険庁の努力不足もある。しかし、受給者、被保険者側の年金制度に対する知識不足も多いと思う。 最終的には、年金教育や説明不足が大きな理由であると考えます。 どちらの責任にしても記録が結びついていない状態では、不利益になることは間違いのないことであるので、正しい記録にするため努力をしてきた。	事務所で仕事をしている職員にとっては、報道の内容等でこれは違うだろうと言う部分もかなり多くある。 しかしやらなければいけない事は仕事として、毎日300人近く相談にいらっしゃる受給者の方たちの対応をした。 管理職(次長)として事務所全体を把握し、進んで対応をしていたと自負している。 30数年の在籍期間で、毎日残業、土日出勤、あれ程仕事をしたことはない。 昼食も取れない状況で休憩はかなり減りましたが、何とか体調を崩すこともなく続けて対応をすることができた。 1466万件、黄色便についても、自分の持てる力を全て出し処理を進めた結果、事務所に在籍していた間については100%処理をした。 記録問題は、昭和20年代からの積み重ねであり、その時々で最善の方法で管理してきたと思われるが、結びつかない記録が多く残っていることは把握できていたことなので、もっと早く手を打つべきであったと考えている。 何か言われてからやるため、準備不足、説明不足も多くあり、システムの不具合も重なり混乱続きであったように感じる。今後はもう少し時間を掛けてでもしっかり準備をして対応をする必要があると思う。
2620	地方庁	その他(社会保険事務所)			記録紹介や補正にかかわってからの2，3年前です。	旧台帳からひとつひとつ確認を取ったり他庁に紹介したり、かなり根気のいる作業でした。きちんと記録を残していなかったことがかなりあるように思います。これからはないかとおもっています。
2621	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	これ以上知識のある職員を削減しないこと。活用しないとかなりスピードダウンする。	年金をかけてこられた方に申し訳ないと感じた。こんなに膨大な件数という事は報道で知った。	少しでも早く解決できるよう電話・窓口で丁寧・迅速に対応するように勤めた。 反省点として、全員で取り組むにも本来業務の事務量の差がかなりあるので、本来業務・記録問題を両方頑張った職員が長期病休になったり、同じく知識豊富な職員の多くが退職してしまい処理速度が大幅に減速してしまった事が挙げられると思います。
2622	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2623	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にない。	現実的には、全ての問題に完全に対応するのは困難であるので、優先順位をつけていくことでは重要であるが、今の問題はどれも地道に行うしかないものなので慎重に選ばなければならない。	いつという時間まではっきりとは覚えていないが、年金請求等の際の番号統合と記録探しは仕事として行っていた時期があったので、正確に根気よくやるしかないとは思っていました。	(8)に記述済、現時点では物の見方が変わったというところもありますが、本人の記憶に該当する記録が見つからなかった場合(後で電話等で本人に問合せする点も含め)非常に時間がかかってしまう。(本人も年を取っている為)
2624	地方庁	その他(社会保険事務所)		厚生年金記録で昭和20年前後の記録でマイクロフィルム(紙台帳)の記録が確認できるのにWMに反映していない記録が多々あります。反映するようにすべきと思います。	国民年金記録は旧及び旧旧台帳の保管、過年度納付の記録を完全保管していたらと思っています。	古い記録は保管すべきだったと思います。
2625	地方庁	その他(社会保険事務所)			マスコミ等では社会保険庁の職員が全て悪いといった言い方をされていますが、社会保険庁の職員が悪いだけではなく被保険者本人や事業所の担当者にも非があると認識しています。	窓口等で被保険者の人と接触した際は、かならず氏名検索しほかに統合されていない記録がないか確認しました。 反省点としては、入所当初、健康保険の適用課に配属されていましたが、 取得届を入力する際、基番が不明の者で同一人の疑いがあるものに対し、 氏名(漢字も)、生年月日、住所が全て一致しているものについては既存の基番で入力はしていましたが、住所不一致のもの等に対しては、本人や事業所へ過去の記録を確認せず、新しい基番を作成するという指示だった。 本人がきちんと会社に年金手帳を渡していたら、事業所がきちんと本人に過去に年金をかけていないか確認していたら、職員がきちんと本人や事業所に確認していたら、ここまで問題は大きくなっていなかったと思います。 年金に対しての意識が薄いのも原因だと思います。もっときっちりと広報等必要だったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2626	地方庁	その他(社会保険事務所)		社会保険事務所段階では、さきに送付されている年金特別便・定期便の回答に対しての回答や再裁定の進達を早期に処理することや、年金の請求手続き等で被保険者・受給者の方が来所された際に、年金記録の確認を念入りに行うことだが大切だと思います。 受給者の方から、再裁定の処理に時間がかかっているとの苦情が多いので、少しでもスピードアップを図るべきです。 また、社会保険庁が管理しているデータだけでなく、市町村や労働基準監督署の協力も不可欠だと思います。	私が年金問題について知ったのは、国会議員の方の指摘や報道がされてからでした。 まだ統合されていない年金の番号があっても60歳の裁定請求時に確認をするため大丈夫だ、と聞かされていました。しかし、昨今の対応させていただいている中で、受給者の記録漏れの件数が多く、非常に驚いております。	現在は年金給付課に所属しているので、再裁定の進達を早期に処理することや、年金の請求手続き等で被保険者・受給者の方が来所された際に、年金記録の確認を念入りに行うことや、記録の厳重な管理が大切だと思います。 反省点としては、私はまだ入庁してだ間もない方ですが、当時年金請求時の記録の確認漏れというのが大きな要因であったと思います。また、携準報酬月額誤りについても、厳重な記録の管理ができていなかったのだと思います。
2627	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	とにかく現在の人員が明らかに不足しています。 年金制度は複雑で、かなりの知識と経験が求められるため、派遣やアルバイトではなく、OB職員の活用をもっとするべきと考えます。	知ったのは、マスコミ報道がされてからです。 制度ごとに記録管理がされていた経緯や基礎年金番号とはどういう意図で導入されたものなのかということを考えると、この問題は、歴史的制度的に必然的に発生する問題であるという認識をもっています。 実際、調査をしていくうち、首をかしげるような部分もあり、年金記録はすべて正確に処理されるべきであることからして、個々の職員として反省すべき点は多くあります。しかし、国民の皆様に、あまり正確に理解されず、誤解されている部分も多々あり、組織としての周知や説明の不足が混乱を大きくした要因であるとも考えています。	まず、年金制度の仕組みやそれに伴う記録管理方法の変遷および基礎年金番号が導入された経緯をより勉強し、自分なりに整理し、資料も作成しました。その上で、窓口にお越しになるお客様への説明の際にその資料等を渡すなど、まず、制度等に対する理解や誤解の解消に努めました。 歴史的、制度的に、必然的に発生した問題である以上、現在の個々の職員の責任とはいえない部分はありますが、以前から統一的なマニュアルがなく、法令を的確に把握し、実行していくという視点が、組織として欠けていたことが原因の一つと考えられると思います。
2628	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金でねんきん特別便の業務をしています。 今迄国民年金は、2年以内に保険料の納付をすれば問題ないと思っていました。しかし、障害者年金等の事を考えると、手続きの重要性を感じています。 手続き、納付の事を知らない方が多くいらっしゃるのを実感しております。 又、説明しても理解できない方も多くいらっしゃいます。	年金手帳を見ますと、後ろのほうに手続きの事が書かれています。 せっかく書かれていますが、あまり活用されていないのではないでしょうか。 又、皆が見て分かりやすい書き方が必要と思います。	それぞれ皆が、年金の事を知らなかったのではないでしょうか。 個人の方も、年金の番号が複数あったりします。 又、企業も手続きをあまり重要視していない所もあったのではないでしょうか。 正確に年金記録が把握できなければ、老後のくらしに影響がでてきます。 せっかく払ったものが、活かされないと思いました。 平成19年4月頃、テレビ、新聞で報道されて知りました。	一番大事なことは、正確に記録し、確認を怠りないようにすることだと思って、仕事をしてきました。 誤みづらい字、誤字とかもあります。それぞれの人が、責任を持って取り組む事が必要であったのでは…。 情報を共有して、より良い年金制度になる事を、願っています。
2629	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に承知しておりません。	現在進行中の対応策を全力で取り組むことが最善と考えます。	国民にとって極めて重大な問題であると同時に、行政のあり方や仕事の進め方について深く考えさせられました。しかし、報道のあり方などにも大きな疑問を持ちました。特に未適用や未加入の基本的な原因は行政のみならず、事業主サイドにもあるにもかかわらず、このような混乱となったことは真実を公平忠実に報道されていないためではなかったのかと思います。その結果通常の業務の遂行にも善大な影響をきたすことになり、混乱に拍車をかける結果となった事は極めて遺憾に思います。当然法律そのものに欠陥や問題があり、それに対応し切れなかった私たち行政の責任も痛感しています。 記録問題を肌で感じることとなったのは、基礎年金番号が実施された平成9年頃からです。なお、被保険者原票や名簿の一部が、き損や滅失により確認することが出来ない状態になっているものについて、悪慮を感じたのはそれより数年前です。	期間照会業務に携わる際に、オンラインシステムの検索だけでは不十分であり、目庁の管理分については職員一同危機意識を持って徹底的に調査を行ってきました。特にベテランやOBからの情報収集や時には近隣の商店、関係する協業組合や団体などからも話を聞きながら、精一杯対応をしてきました。 例えばこの近辺の飲食店だった、厚生年金はかけていたとの申出で、記録が確認できず、近隣の古くからの商店や同業と思われる店を一軒一軒聴いて回り、やっと当時の店の経営者の長女から当時の証書を得て、加入事実がないことを伝えて納得を頂いたことなどもありました。 しかしながら、これらの努力も余りにも膨大な件数の中で自らの興動もあり、スキルとして伝えきれない事もあって限界を感じます。個別案件では結果が出て確認できたものもありましたが、確認できない申し出が圧倒的多数を占める中、未適用事業所への対応や事業所の調査が絶対的人員不足であることから、記録問題の根本的な解決ははるかな道ではないかと思います。定期便等で記録を確認していただくことは効果が高いものと思います。現在はマニュアルを始め問題が起き
2630	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	既裁定者については、現行実施していることの継続。 これからの裁定予定者等については、定期便などでの記録のお知らせ及び窓口での徹底した記録確認。	大変な問題であり、膨大な記録管理システムのあり方への不安を感じた。 国会やマスコミが取り上げてきた頃から。	決められた対応策の分担の中で、精一杯努力しようとした。特に受給権者等への説明の機会のある時は、信頼回復を念頭に丁寧に行った。 請求時などでの本人への記録確認のあり方が、相互に不十分な面があったように思う。また、年金記録管理業務を含む年金給付業務への人員配分の課題があったように思慮する。
2631	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	被保険者名簿と機械上との記録の突合をし、一件一件丁寧に調査する必要があると思われます。 そのためには、人も時間も必要だと思いますので、予算と人員(OB等の経験者等)の確保が急務だと思います。	問題としては、オンライン化によりデータが窓口装置に照射されることになり、氏名が、変わった読み方で入っていたり被保険者記録照会の画面に名前がなかったり、カセット記録になっていて記録が入っていないなど、機械化移行時にどのような作業を行ったのか疑問視していました。	窓口に来所されたお客様には、記録が正確に出ないことをお詫びし記録整備の後回答を行った。 当時は、不備な記録がどの程度あるのか把握することも出来ず、一件対応で行うことしか出来なかった。 記録移行時の点検にも問題があるとは思いますが、発足当時の経過や、制度にも様々な法律改正があり、わかりずらい制度となっている事が一番の問題であると思います。 年金番号についても、一人一番号が原則なのに、基礎年金番号導入以前の方で10個以上の番号を持っている方もいらっしゃいました。 また、名前や生年月日を偽る方もおり、記録が分かれている方もいました。
2632	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じ上げません。	基本的には、本人からの申し立てに沿って、全面的に救済することが求められているのでは、ないでしょうか。 具体的な方法としては、次のようなことを考えます。 昭和36年3月以前(国民年金発足)の厚生年金(船員保険)記録については、本人の申し立てに不自然な点がなければ、全面的に救済する。 昭和36年4月以降の厚生年金(船員保険)記録については、国民年金記録との整合性や事業所の適用年月日等を勘案し、齟齬がなければ、救済する。 国民年金の未納期間について、オンラインによる管理を行うまでの期間(紙台帳による管理期間)に係るもので、本人が納付しているとの申し立てを行った場合には、厚生年金記録との整合性等を勘案した上で、納付済期間として救済する。 国民年金厚生年金とも、オンラインによる管理をしている期間については、第三者委員会による調査を元に、あっせん等の決定をしていく。 救済するとなれば、当然に国家財政の支出を伴うことになります。そのことについて、国民の理解を求めることが前提になります。そのためには、政治の場(国会)において、救済策を明示して、議論すること、国民の皆様に説明することが求められていると思います。	年金の記録照会に対する職員の配置など、不十分ではなかったのかという思いがあります。年金給付課が設置されたのは、昭和61年4月の法改正のときであったと思います。それ以前は年金の裁定請求書の処理・加入期間照会業務などを、少ない人数でされていたように思います。 年金の加入期間照会業務などに対する組織的な対応のゆるさがあったと思います。	年金記録の開示を進めていく取り組みが弱かったと思います。これからは、年金定期便という形で、本人に対する通知がされていくと思います。通知の方法には、工夫が必要だと思います。郵送料の節減などを考慮して、送付するタイミング(回数)や、事業主を通じた送付などを検討すると良いと思います。
2633	地方庁	その他(社会保険事務所)	判りません。	都道府県やその各事務所で対応していると、年金制度発足時からの経緯等や年金制度そのものへの知識が不足していると感じることがあります。 年金担当ではない職員も最低レベルの研修が必要だと感じます。 再裁定の決定から支払いまで時間がかかりすぎています。各都道府県から支援を行ってからは若干改善されてはいますが、常識的な日数とまではいえず、苦情が多く寄せられています。さらなるスピードアップの為には人員の確保はもちろんですが、システムの改善も必至と考えます。 画面をお客様に説明しやすい表示に改善する必要があると思います。	年金裁定時に未統合の手番が多くあることは感じていましたが、旧台帳記録でオンラインに収録されていないものがあるのは年金問題が世間で言われるようになって始めて知りました。	相談窓口で確認を徹底していましたが、オンラインに未収録の記録や会社名が不明な記録は対応できませんでした。そういう記録があったこと事態が問題だと考えます。また、発足時の各制度ごとの番号制から基礎年金番号への切り替え時のシステムや記録確認、広報が不十分であり、周知されなかったことがあると思います。
2634	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		社会保険オンラインシステム開始後の採用なので、手管理していた時のことは、よく分からない。ただし、基礎年金番号が導入された平成9年には、2つ以上の年金加入歴がある人は、年金番号を重複して払い出している可能性があると思った。	オンライン以降は、氏名索引を行い、新規で年金番号を払い出さないよう努力したが、オンライン以前の手管理時代では、そのようなことが不可能であったと思う。 やはり、当時の記録管理に無理があったと思うし、先を見据えた年金制度になっていなかったのが一番の原因だと思う。 あと、国民一人ひとりにもっと年金制度について周知するべきだったと思うし、国民一人ひとりの意識が足りなかったのも原因の一つでもある。
2635	地方庁	その他(社会保険事務所)	上記以外には知りません	今まで以上にこつこつ努力していきます	カタカナ誤りと旧姓のままになっていることが問題 年金記録問題としてはご年位まえに知りました	旧姓と職歴確認を必ず尋ねています
2636	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。		基礎年金番号に統合されていない手番の存在、及びオンラインの記録と紙台帳の記録の相違(オンラインに収録されていない納付記録の存在)により、本来の年金額が受給されていないという問題。 記録問題が社会的な問題として、報じられた時期。	納付記録照会に対し、マニュアルに沿った調査を実施した。 年金請求時に資格記録の確認が徹底的に行われていなかった。
2637	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	国民の信頼回復が重要であると考えることから、国民に納得してもらうために現時点では、現在のやり方で市区町村と連携してとにかく確認作業を行う。 長い時間をかけて行うよりも、短い時間で集中的に取り組む。	年金記録については、基番と手番があり、年金を請求する時に確認作業を行い、統合作業を行うので、受給の受給漏れはないと認識していました。 しかし、年金を請求する時には老齢であれば高齢であり、遺族であれば本人は死亡しており、障害であれば記憶がない場合もあり、確認ができないこともあることを危惧していました。 年金記録問題として、このようなずさん処理になっていることを知ったのは、年金記録問題として問題になってからです。	ねんきん特別便対応で、できるだけ丁寧に対応し、この問題が解消されるように努力しました。また、年金を請求する時には、再度の確認作業と考え、きっちり行うようにしています。 この問題については、平成9年の基番化するときに、もっと真剣に取り組むべきではなかったかと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2638	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。一般的に公表されている部分についてのみ認識しています。	被保険者の住所について恒常的確認が必要だと考えます。確認を行う際住所相違のため、確認が取れていないため、年金請求時まで、記録が放置されている場合が多い。被保険者について現況届けが必要ではないでしょうか このことによって住所変更に関する業務が省かれるとともに本人への未確認内容が、減少すると考えられます。 具体的に住民基本台帳との照合、照合できない者への通知確認など また、3号被保険者についての種別変更届について配偶者のデータと連動させる必要があります。種別変更が適正に行われてないことによって納付することができず無年金になる場合があります。 被保険者への年金記録に関する関心を高め若年層また、未成年者、学生について、承知もしくは、学習の一環として取り入れていくことが、不可欠です。 年金に関する手続きが多すぎることによって面倒との理由で手続きを行われない場合が、多いため、届出の簡素化を早急に進めていく必要があります。 そのために総務省との連携、経団連等への協力要請が必要と考えます。	年金の記録に関しては、年金請求時に改善されればよいとの認識でした、当然、早期に改善を要するものについては、処理していました。基礎年金番号付番した時点で、どこまで、手番の統合ができていたか疑問でした。また、期間照会についても完全な手作業によるもので、不安を感じていました。このような事態が、60年以上続いてきたと考えています。今回の年金問題については、今まで届出主義で、会社、個人に責任を負わせた結果と考えています。 平成2年ごろに国民年金課へ配属になった際にあまりの情報量の多さに処理が追いつかないことは、感じていました。	現状被保険者の不利にならないよう業務を行ってきましたが、変えることができなかったことができなかったのが、現実です。現実問題として現状の問題提起を行って言った場合にどのようにして、解決していかれているのか、疑問です。意見を吸い上げてもらい問題解決のために法律改正も含めて真剣に考えていかなくてはいけないと思います。 また、現場職員の意見ももちろん大事ですが国民全体からの声に耳を傾け真摯に検討し解決策を打ち出していくことが大事だと考えます。現場でお客様からの意見を直接お聞きする際にとにかく年金は難解で理解できない、面倒、通知書関係がわかりにくいなど、さまざまな意見を聞くことができます。 この意見を一番に考えてより良い年金システムと制度をつくることが、一番の国民へのサービスであり、義務と考えます。 また、今問題を解決するために必要な人間が、絶対的に不足しています、効率的人員の配置を行っていかなくてはなりませんが、それがまったく出来ていません。この事も不可欠な問題と考えます。
2639	地方庁	社会保険事務所課長級以上	脱退手当金の関係で請求をしていないという方が多いいが、当時、退職金と一緒に会社の事務の人が払っていたという話を聞くが、本人に渡っていないのではないかと思う。	地道に、人手をかけて、長い年月をかけてやるしかないと思う。約70年間の記録のことであり、他の官庁でそんなに長い記録を持っている所はないと思う。人海戦術しかありません。	大変なことだと思いました。約2年前ぐらいです。	年金記録問題のマニュアルに沿ってやるしかないと思いました。コンピューターのない紙台帳の時代であり、やむを得ないところもあるが、ずさんであったところもある。先輩諸氏の責任も多々
2640	地方庁	その他(社会保険事務所)	転職がタブーだった時代には、前職があっても年金手帳は持っていないし、新規に番号を付番する人、就職先の年齢制限の関係で生年月日を偽る人、偽名での就職を行う人等、社会保険庁の責任問題とはいい難いケースの実情が全く報じられていない。 適用業務に携わっていた際、新規取得処理時に重複番号の疑いのある方が多数お見えになった。会社に年金手帳を送付する際、注意喚起の手紙や記録調査をするための諸用紙を同封してお送りしたことが数え切れない位あったが、[redacted]大多数の会社の担当者からの反応は無く、番号を一本化するための処理がスムーズに行えなかった。 カセット収録記録が未だにオンラインシステムに収録(カセットオープン)されていない記録が多々ある。 再裁定にかかる所要時間は公に3ヵ月と回答しているようだが、実際に一年以上かかっている案件が多々ある。	宙に浮いた年金記録と称されるものについては、本人確認せずに記録を統合するわけにはいかないので、現状のとおり本人、遺族に一件ずつ確認するしかないのではないかと思います。そのためにはどうしても時間や人手が必要であるため、当然の事ながら人員の増強が必要と思います。 先ずは受給者、既死亡者を優先的に行い、年金受給までに数年もあるような現役の方々にまで同じだけの手ほどきは今時点では過剰ではないかと思います。先に受給者様を対象にスタートすべきだったと思います。 カセット記録については本庁の業務内容を把握していないので何とも言えませんが、外注等で収録をお願いするだけのような気がするので、未だに完了していない理由が分かりません。 再裁定の処理時間については、当然の事ながら人海戦術で望むしかない訳ですので、処分歴のある社会保険庁職員を機構に採用しないとの一方的な政治判断を徹回し、500余名の価値ある人材をそこに投入すれば良いのではないかと思います。	平成5年から年金給付課に携わった際に、氏名索引等から、かなりの重複番号が世の中にはあるのだと知りましたし、大半の方々が転職を行っているという事も知りました。世の中の人々は一つの会社にずっと勤務しているものだとばかり思っていました。 統台帳の管理をコンピューターに収録していくということがとても大変な事だと感じていました。 被保険者本人が手帳番号、会社名等を把握していないものを社会保険庁で全て管理するというのは無理があると思っていました。	年金裁定の際には疑重複の見つかった方々に幾たびも連絡し、本人記録に結びつけていました。 新規取得の際にも会社担当者からのお叱りを受けながら、正しい氏名の登録や重複取消の手続きをお願いしました。 それでもどうしても疑重複をゼロにするというのは不可能でした。職員で出来ることは限りがあります。疑重複番号をお知らせした際の会社担当者の方々の意識の問題(面倒でも本人様にそのつど確認していただく)でかなりの問題が防げたと思います。 最大の反省点は、本人様にもっと以前から年金記録を見て頂く機会が無かった事でしょう。 現在の「ねんきん定期便」をもっと前から本人様に送付し、記録の確認をして頂いていたら良かったのではないかと思います。
2641	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	一人ひとりの年金記録を詳細に確認していくしかないと思います。	最優先でとりくむべき課題と認識しました。 問題を知ったのは、マスコミでとりあげられたころです。	1件ずつを丁寧に解決することに心がけました。 反省点としては、手番の記録整備が遅れたこと。
2642	地方庁	社会保険事務所課長級以上	記録が抜けていた例について、社保庁が報道機関を使って具体的に 説明する必要があると思います。世間は記録問題について、詳しく知ってないと思います。	年金受給者の旧姓を自治体から協力してもらい、名寄せをしてみては如何でしょうか？	給付課に在籍したとき、年金請求の際に氏名索引の仕方についてマニュアルも通知もなく、各事務所がバラバラに対応してるのではないかと想像してた。 ただ、今のようにメールもなく、会議等があっても担当者の意見を聞く機会も持たず庁や局は無能で無責任だったことが最大の原因だと思います。少なくとも、基礎年金番号の導入以後の裁定者については防ぐことができ、ここまでの問題にはならなかったと思います。	課内で、記録もれ裁定者がないように話し合い、当時は自分達だけで記録もれがないように対応してました。反省は、この問題を大きく上申しなかったことです。
2643	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にございません。	時間と労力を使って、地道に解決していくしかないと思います。	平成10年度に年金相談を担当した時に、過去の記録が正しく登録できていない事例があると認識しました。	現在も年金相談を担当しておりますが、お客様の過去の年金記録をお探しするときに、お名前を間違った読み方で検索するとか、事業所名からお探しするとか、いろんな方法を試しております。
2644	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録の照会、回答を早急にしていく。	私が在籍した時は、すでに年金記録問題が深刻化していました。高齢化の進む日本にとって、この問題は大きな問題になるだろうと感じました。	私の力では問題解決には結びつきませんが、出来るだけ職員の方に救われながら少しでも力になれるように努力してきました。また、お客様に対しては、丁寧に対応しようと心がけました。
2645	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	調査人員の増	重要な問題と認識していました。平成18年頃。	年金請求の時に必ず他の番号の確認をしました。早めに多並の人数で対応すべきと思っています。
2646	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	各事務所単位で国年手番・厚年手番の払出簿を一人ひとりWMをみて確認し、基礎年金番号にひとつでも多く統合できるようにする。 取得届の際に番号確認を行う。(国年・厚年それぞれ共通の090を行い、他に番号をもってないか確認を行い手番を発見したら本人へ確認を行う)	国民年金と厚生年金の番号がそれぞれあったので、仕方がないと思う。雇用保険のように番号がひとつで前の記録が入らないと次が入らないというシステムであれば番号がこんなに煩雑にはならなかったのだと思う。 3年前ぐらいにテレビ等のニュースで知った	特別便の調査において、名前や生年月日の記入が間違っている事も多いのでWMの情報だけでなく、原簿の確認もじっくり行った。 年金の問題については、ある程度それまでの知識と番号を発見するまでのいろんなケースについての経験が必要であると思います。普段の業務との両立で確認作業というのは困難だと思うので年金記録問題のみに取り組むチームが必要だ思います。被保険者一人ずつかかる時間は違うので、正確にきっちりとするためにはもっと時間と人(知識のある人)が必要だと思います。 定期便などの業務センターからの丸投げは事務所としては非常に困ります。受付の古いものを回されて、回答が遅くなっても結局いろんな意味で責められるのは事務所になってしまうのではないでしょうか？
2647	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	引越しや転職をするたびに新しい手帳番号を払出していたことが、年金記録問題につながっているひとつの要因だと思うので、引越しや転職の際に必ず基礎年金番号の載っている手帳等をなくさないよう国民の皆様に知っていただくようにする。 各年金制度の趣旨を理解していただき、各年金制度に加入の手続きをしてもらう。	国民の信用をなくした要因のひとつであり、信用を取り戻す為の重要な問題だと思います。 働き始める少し前のマスコミによる報道で知りました。	お客様の立場に立ち、意見やお話しよく聞き迅速かつ適正に対応していました。 様々な点において確認が重要であるということです。
2648	地方庁	社会保険事務所課長級以上	無し	無し	公表された時	仕事での取り組み
2649	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	1月以降の新たな組織において、お客様志向の業務を通じて、信頼を回復以外にないと考えます。	驚きでいっぱいでした。 マスコミの報道で知りました。	与えられた業務に対して、改めて真摯に取り組みました。 分かりません。
2650	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		手管理から機械管理になった時の管理の問題が一番大きいと思います。	年金特別便でのご照会についてもお一人お一人に丁寧に回答しました。 国が特別便を何年以内に回答すると国民に言われていましたが、丁寧に回答するには、能大な時間と人が必要です。年金定期便でもまたお客様から同じような疑問が出てくると思いますし、何回も同じことを繰り返すことになるかもしれません。人を雇用しても育てるには、教えることが大切です。現場の声をもっと聞いてほしいです。それが反省点だと思います。
2651	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	信頼回復の点からいうと、標準報酬の決定については、 保険者が決定した内容を、証拠書等を第三者機関が確認、永久保存するなど新たな仕組みを構築しないと、また新たな疑義が生じると思う。 今ある問題については、全申立て分および客観的に改ざんが疑われる事例等について、超法規的措置(救済特例法)などにより一定の整理を図らないと整理がつかないのではないかと思量する。	年金記録問題の基本は、 ①被保険者の申請主義に依拠しすぎた点一本人が手帳をなくし記憶を忘却するとお手上げ。 ②年金記録にかかる保存データの項目の吟味が不足していたこと、長期の保存への配慮にかけたことがあると思われる。③証拠書の法廷保存年限が短い。 銀行からの転職組みですが、民法上の債権事項が10年に合わせて、銀行はきちんと証拠書の管理は行っているし、ノウハウの蓄積も相当なものがあった。 制度発足当初電子化技術があるわけでもなく仕方の内面があったのかもしれない。それに基づき電子化の作業の際の移行データの元となるデータとの照合が甘かったことに起因する問題であると認識しています。 知ったのはいつかとはいえませんが、一般社会において個人が利用する一番利用する期間の長い金融商品が年金制度であることを考えると、入社したころから一抹の危惧は感じておりまし	真摯にお客様の申立てを聞き取り、持参された証拠等がなくても記録の発見につながるよう窓口対応に努めました。 この問題の反省点については、個人としてはきちんと定められた規程に従い業務処理をしてきたことから特にありませんが、今後については、「非常に長い期間活用することを前提した記録に携わる」仕事であることを強く認識し、改めて職務に導念してまいります。 組織的には、被保険者の申請主義に依拠せずに、長期に安定して安全に記録が管理され、また被保険者が年金手帳等を紛失したり、あるいは記憶が不確かな場合に本人記録と確認がとりやすいように、現在のデータベースで管理しているデータ以外にも有用なデータを取り込めるような改善が必要であると考えます。
2652	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	全員で頑張ります。	解決しなければならない問題と認識しています。マスコミで取り上げられるようになってから知りました。	全力で頑張りました。反省点はよく分かりません。
2653	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。	上司の指示に沿って業務をおこなっておりましたので、問題が発覚するまではこのような問題があるなど思いもよりませんでした。	発覚後は、一人ひとりのお客様に納得していただけるように説明、調査を誠実に行いました。今後は、組織も職員もお客様を第一に制度が納得いただけるものとなるように努力していく必要があると思います。そのためには、この制度がいかにお客様の生活に必要不可欠か広報していく必要があると思います。(今までは本当にお客様が必要な情報が公開されていないし、パンフレットばかりで運動性がないので記さしてひとつでおおむね理解することができるパンフレットや、小学生から生活科の授業で利用することができるパンフレットなどがあるといいと思います。)職員も制度が変わりすぎてわからなくなってしまうくらいなのであまりにもつぎはぎの制度になってしまった点が今回の問題につながったのかもしれません。わかりやすい制度になってくてもしも障害の状態になったときどんな補償が受けれるのか＞＜将来いくらもらえるのか＞とかもしもの時の見込みができるものであれば、お客様が安心して加入し、保険料を納得して払われて

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2654	地方庁	地方社会保険事務局長	承知していない。	統合の可能性の高い「ねんきん特別便」については、現在の作業を徹底実施することが、解決の早道と考えるが、お客様からの反応がなければ困難なことから、再度徹底した広報を行い、周知を図る必要があると考える。そして、そのフォローとして「ねんきん定期便」を有効に活用すべきと考える。 なお、「サービス改善協議会」においても民間委員から出た意見であるが、一定の成果を以って	基礎年金番号の導入時において、国民からの申出がないことから、厚年番号等が別管理されている、もしくは婚姻による氏名変更がなされていない記録が別管理されているなどによる、未統合記録の存在と認識していた。承知したのは、平成16年頃と記憶している。	局長として、職員への理解を求め、特に若手職員に対し、これまでの歴史を教授し、必ず達成しなければならない問題であることを認識させた。 また、自らも作業に加わるなどして、その促進に努力した。 反省点とすれば、基礎年金番号導入時において、徹底した記録統合を行うべきであった。また年金定期便のような本人が自ら確認できるルールを早期に確立すべきであった。
2655	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	なぜ問題が起こったかの説明が少ないので、職員によくわかるようにしてほしい	過去の誤ったやり方の積み重ねと思っていました。問題を知ったのは報道後です。	記録の誤りがある人を回復していきたいと考え対応しました。反省点として記録回復の基準が担当によっても若干違いがあり、基準を明確にできなかったこと。
2656	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に知っていることはありません。	時間がかかっても、1件ずつ地道に本人特定をしていくほか無いと思います。	「宙に浮いた年金記録5000万件」という新聞報道を見たとき、その件数の多さに驚いたと同時に、解決に向け非常に困難な道のりが待ち受けていることが容易に予測でき、暗澹とした気分になったが、やっていくしかないと気持ちを切り替えた。	毎日、事務所外にあふれるほどのお客様が来所され、大変な状況の日が続いたが、自分が対応したお客様には、お一人ずつ、丁寧な対応が出来たと思う。自分は年金給付経験が長いので、対応できるだけの知識を持ち合わせていたが、経験の浅い職員には対応が難しかったと思う。今後は、研修を実施するなど、人材育成が重要な課題であると考える。
2657	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていない問題 年金記録の不正な改ざん＝すでに改ざんを行った職員は告発され逮捕されているが、どこまでを被保険者とグルになった改ざんと判断しますか 記録補正処理は複雑な機械操作を伴うものであり入力ミスを行ったときの復旧が地方庁ではできないことがあります 記録課へ依頼するも訂正されずそのままになっていることがありました 本庁での入力ミスも過去にかかわらず現在でも起こっています		国家組織・行政機関レベルの問題と捉えます 大学で学んだ行政法・行政の瑕疵のレベルの問題と 公共経済学・厚生経済学のレベルの問題と 憲法25条・社会保障制度レベルの問題が 国・政府・与党の利害や力関係で右往左往しています 5000万件の年金記録問題は本人と会社にも半分責任があります 国・当時の厚生省と出先・社保庁窓口末端にも責任ありますが	一人一人の意識改革が組織全体のレベルアップにつながる 7年前村瀬長官になったとき 一度見放された職場にもう一度やり直すチャンスが到来した 与えられたと感じた 反省点は厚生省霞ヶ関一種採用のキャリア官僚とその官僚制度にあり かつこの国をどうしたいか この国のビジョンを描き、示せない国の人々に問題があると思います
2658	地方庁	社会保険事務所課長級以上	老齢年金受給者において、加給年金対象者が障害年金(基礎)受給した場合、機械的に突合ならなく加給年金が停止にならず過払いになっている。	障害基礎年金請求書に配偶者欄を設けることによって、未然に防ぐチェックが可能と思われる。10年以上前から提案していたが聞き届けてもらえなかった。	期間調査を担当していた頃より、確認ができない記録があることは知っていた。ただし、それは本人のものと疑わしいのに、本人が記憶にないなど最後の確認が取れないままであったもので、当時としてはそれ以上踏み込んで記録を統合することはできなかった。 非常に残念なことであり、問題解明に努めなければならないと感じた。また、早急にそれに対する庁よりの支持が欲しいと感じた。	社会保険による丁寧な説明と、また年金制度に対する周知徹底が不可欠と考えます。いくら事務所側で説明させていただいても、制度を知らないままであれば本人の記録に結びつかないと思います。 今後定期便に対する返信が加速すると思われますが、報酬決定時期等についてももっと周知しなければ、いたずらに照会業務が増加するのではないでしょうか。算定基礎届の時期：月額変
2659	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にございません。	特別便等、ご本人へのお知らせも必要だとは思いますが、先にオンラインの記録を整備することが、必要かと思われます。 理由としては、現状のやり方では、被保険者・受給者に何度もお知らせがいくことが考えられ、その場合、被保険者・受給者に負担がかかること、苦情の元となること等が問題になってくるかと思われるためです。 また、処理をする職員も対応しやすいと考えます。	以前より、被保険者名、生年月日でしか検索できないことに、不安を感じていました。	最近導入された、被保険者台帳の検索・原票の検索、漢字による氏名検索を用い、来所された方についてはなるべく一度の来所で解決ができるよう心がけています。
2660	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金第3号において、本来3号に該当していないにもかかわらず、第3号に該当したままとなっており、事実が確認できない場合本来受給対象とならない部分についても年金の給付を受け取る状態となっており、また事実確認が出来た場合については、遡って資格を失うこととなり、時効となってしまった期間については、納付する機会すら失ってしまう。	現状において、事業所等が扶養から外れた等による事実が確認出来ている場合でも届出の受付をしておらないが、そのことによって事実に反して3号該当中となり、本人に対して適切な1号勧奨業務が阻害されている。届出の受付種類・方法を今一度検討する必要がある。 本来、失業給付受給中は基本的に3号該当とはならないが、1号への切替が行われていない場合が多いため、年金給付における高年齢雇用継続に伴う労働保険からの情報提供を失業保険受給についても同様に行い、適切な手続き・勧奨業務を行える体制を作る。	基礎年金番号が平成9年に導入される以前の制度上の不備による問題、各職員の年金記録の重要性に対する認識の甘さから引き起こされた人災。 問題として認識したのは、10年程前。	当時の担当課においては、基礎年金番号に未登録手番を確認し、出来る限り随時登録する事しかできなかった。 現状においても、国民年金の番号については何時統合が行われたか処理日が表示されない等システムがあまりにも脆弱である。全体の問題意識が低かった為、日々の経常業務にとらわれ
2661	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成10年新規採用当時、適用担当課に配属となり、基礎年金番号に未統合の手帳番号の存在を知りました。 年金制度の変遷から生じた問題であるにも関わらず、手帳番号保持者に対し、あくまで「申し出待ち」という受け身の姿勢であることについては、当時から社保の事務処理体制に疑問を感じて	適用担当課に属していた間は、当時資格取得届や氏名・住所変更届に添付された年金手帳を確認し、未統合の手帳番号が記載されている場合は、該当者に205届の提出を依頼しました。 ただし、個人や事務所ごとで対応の仕方は違っていたと思われるため、基礎年金番号制度導入時点から、全国的に未統合記録に対する取り組みを積極的に行うべきであったと考えます。
2662	地方庁	その他(社会保険事務局)	ございません。 私が知っている内容は全てニュースになり公にされました。 ニュースが流れて初めて知ったことがほとんどです		例えば免除等の記録の改ざんや事業所と職員双方にメリットがあるからといって不正な全喪等を行っていたことに対する問題だと認識していました。 うえのような事実を知ったのはニュースで騒がれ始めた頃からです。徴収課の職員等が話していたのは知っていましたが、それが不適正だとは認識していませんでした。	まず自分のやっていた処理に不適正な処理が無かったか探しました。 東京の上野社会保険事務所にて厚年適用と国年適用・保険料関係の業務をやっていましたが、前から自分のスタンスとして不明なところは全応六法や判例を調べたうえで処理をしていたので、自分の業務の中では不正な部分は見当たりませんでした。 その後は各事務所に立ち入り検査をして免除等の原簿を全て調べたりして動きましたが、今思うと自分で提案して率先して取り組んだことは少なかったように思います。
2663	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	国民年金の未納期間照会において、払出日や納付時効の説明をしても、本人の思い込みや勘違いと思われることを社保段階では納得いただけない場合が多い。その点、第三者委員会で弁護士さんを介すと全員とはいかないが、第三者に話しを聞いてもらえて、社保の説明がある程度理解してもらえるのは、ありがたいと思う。 解決方法は、今の段階では、本人確認によるものしかないと思うが、非難の的は経費関係もある。印刷ミスなどの再送付関係のミスや、方針が決まってからのあまりにもあわてた作業による不必要なムダ金は、何度もお叱りを受けた。政治的な問題もあると思うが、もう少し検討・校正等する時間が必要と思う。	年金給付課に在籍していたとき、窓口での年金請求時には記録確認をしていたが、本人と思われる手番について、「おおよその期間・会社所在地・業種」など、ある程度のヒント的なものを出して確認していたが、会社の正式名称と営業名との違いや、本社適用を知らない方など、本人確認ができない方がいた。中には、健保扶養者で確認したケースもあるが、原票で当時の扶養者がいた場合のみのため、事業所名簿保存だけでは不能。 会社名等確認できるが、本人が厚生年金は絶対かかっていなかったという方もいた。 本人の記憶のみでは、確認困難だと思っていた。 時期：平成8年頃～	対応：(8)に記載。 反省点：徹底にた手番確認ができていたかと聞かれれば、完璧なものではなかったので、その点が1つ。国民年金の台帳・市町村の名簿との記録突合せを定期的にしていたにもかかわらず、不一致があったり、本人領収のみでしか確認ができない記録は、不正・検認記録時の市町村漏れ・検認報告時の社保台帳押印漏れ・過年度保険料の台帳押印漏れや間違いなど枚挙にいとまなし。人手があれば、再確認ができたであろうか？
2664	地方庁	その他(社会保険事務所)		情報の集約化・一元管理化ができていない。個人の年金記録を管理する以上、その個人へいつ、どのような文書送付・照会したか等の詳細情報を組織として共有すべきだと思う。事務所より送った文書照会などは、事跡として登録する手段がなく、いつ、どのような内容かは後日相談があったときには必ず必要となるにもかかわらず、担当者まかせとなっている。この場合、コールセンターやその担当者以外に相談した際、対応が後手後手になってしまう。年金記録問題はお客様にとって重大なことであり、10年後、20年後、再度相談にみえられる可能性は十分にあると思う。現時点において、過去の記録管理のまずさを反省し、将来に向けての情報(事跡)の管理に	採用されたのが平成10年4月で、基礎年金制度が始まったばかりで未統合の手番が多く、これから整備していくと知らされていた。特別便発送の少し前に適用課に配属され、記録照会業務にふれて、年金記録に疑義を感じている方の多さに気がついた。	コンピュータのない時期に記録管理という点では、台帳という手段以外に方法はなく、いくらまわりに言われても、他に方法はなかったように思う。その後の対応で、データ化後、照合もせずに台帳を一部破棄したのが問題だと思う。今もWMにて記録は見つかったが、事業所名の記録が収録されておらず、台帳もないというものは多く、調査に苦慮するケースは多いです。調査の結果をお客様に説明する際、隠すことなく丁寧に現状を説明するようにしています。情報を管理することの難しさを痛感します。
2665	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録問題というには語弊があるかもしれませんが、細かいことであれば、厚生年金の手番を多数持っている方が年金請求時に重複取消処理や手番統合処理することで、全ての手番を一本化すべきところを、全てをまとめると厚生年金の加入期間が240月をわずかに超え、加給対象者でなくなるようなケースがあった場合、職員側から統合しない方が有利との説明をし、あえて統合しなかったものがあったり、国民年金の3号期間中に短期間就労した際の厚生年金は、就労の事実を知られたくないといったような本人の都合や、就労した期間が確認時に2年以上遡及する場合で、3号特例制度がなかった時期に判明したものは3号未納を発生させないようにするため統合しないといったケースがあったとのことを聞いたことがありますが、私が知りえるものはこの	具体策はありません。	請求主義に基づき、オンラインへの未収録記録が多数あること、さらにはその記録を長年にわたり放置し、積極的に確認しようとしなかったことが、年金記録問題であり、これを知ったのはこのことが大きく取り上げられるようになってからでした。オンライン化以前の記録を完璧に管理することは非常に困難なことだと思いますが、そもそもオンラインに収録されていないものが自分の想像をはるかに超えた数であったことが問題であっただろうと思います。	未統合の手番が多数あることは年金記録問題とは言わないのかも知れませんが、年金請求時等にこちらから積極的に確認を促さなかったことや、担当者によって、旧姓や収録氏名の読み違え、生年月日相違の可能性まで含めた確認が不十分なケースも多々あっただろうと思います。 せめてオンラインで確認できる範囲での差はあってはならないと思います。
2666	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	1件1件統合していくしかないと思います。	年金給付課にいた時に記録が漏れている人がいると認識しましたが年金を請求する時に整理する方法でよいと考えていました。 平成15年ごろに認識しました。	年金請求の際に整理すればよいと考えていました。 年金という老後の生活の支えとなる「お金」という意識が足らなかったと思います。被保険者の記憶にたよったり手帳等を持参させるのではなく、こちらでしっかりと管理をするべきであったと考え
2667	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし		本人からの申請がないと統合できない以上、記録統合作業が長期間にわたることは基礎年金番号制度が始まる頃から感じていた。	来訪者の記録を確認する際に未統合の記録はないか、被保険者期間にずれはないか、聞き取りをして記録の統合を進めた。 あらゆる申請書の記入方法が難しすぎるため、もっと簡便な方法(記入ではなく選択式)に切替えられれば解決していくのではないか。
2668	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金給付課に在籍している頃、期間照会の件数が多いこと、マイクロに統合されていない手番が多数存在していることを今思うと疑問を感じる。また、適用課に在籍している頃は、資格取得届で新規で届出しているケースが多数存在していたのも現在の要因のひとつとしてあげられると思う。	当時は、上記のように疑問はあったが、受付した届書等を迅速に処理することでお客様に対する行政サービスを実施しており、期間照会者等各種届出者に対して、オンラインシステムの被保険者検索、事業所検索等を活用し、回答するしかなかった。 年金問題で反省する点は、統合帳時代、マイクロ、オンライン移行時に正確な業務及び移行処理が実施されていなかったこと、市町村の事務問題、制度改正による問題、基礎年金番号制になり、社会保険庁における被保険者等からの回答の徹底、基礎年金番号への統合処理を怠っ
2669	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	ねんきん特別便、定期便で被保険者の年金記録確認を1度徹底し、今後定期的に記録確認を取る必要があると思います。 再裁定まで時間を要する方には加算金をつけるなどの処置(立法)をする必要も考えられます。 (保険料徴収には延滞金もあるという被保険者の批判もあるため)	年金記録が一本化されていないとわかったのは採用1カ月後(平成13年5月)くらいから。 度重なる年金制度改正にオンライン機能が追いついていない、被保険者も今ほど年金記録に対する関心がなかったこと、現実の国民生活に制度(法律、制度運用)やオンライン機能が対応できていないことがあった(現在も対応できていない)。 現状ほどの大問題になるとは思っていなかったが、いつかは改善が求められるとは思っていました。	今まで事務所勤務しか経験ありませんが、窓口対応した時、被保険者の年金記録にも目を配り多くの記録を正常化に結びつけるよう努めました。 自分の携わる業務の問題点、改善点について意見を提出したこともありました。 反省点としては、いままで保険料未納奨励にのみ重点を置き、俊良被保険者に対するサービスが欠けていた。 国民生活に制度(法律、業務マニュアル)が対応できていない、職員数が少ない、予算がないなどの問題もありますが、現場(被保険者と多く接している事務所)から改善点(制度改正など)を多く取り入れている組織ではない感じがします。
2670	地方庁	その他(社会保険事務局)		本人に不利益にならないように、未統合の記録を整備していくべきだと思います。	未統合の記録があるのは知っていましたが、実際に事務をしていると、本人や事業所の届けが誤っていることが多く、すべてを統合するのは難しいと思ってます。実際の件数を知ったのは報道をされてからです。	できるだけ、本人と思われる記録は時間をかけて確認をしました。 反省点は時間を早く、件数をこなしてという指示で、誤った処理や本人に不利な処理をしてしまった事案があると思います。 また、お客様宛に通知をいろいろ送付する前に確認をしていないため、届出が不要なお客様にご迷惑をかけたことは改善すべき点だと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2671	地方庁	社会保険事務所課長級以上	宙に浮いた年金 消えた年金 標準報酬の改定 が一般的に知られている問題だと思いますが、 私も同様の認識です。	対応に係る人員の増。 それに併せて、コンピューター上のシステムの質の向上による対応。 対象者の分別 まずは、年金受給者のみを整理し、それが終わってから現役世代の者の対応に移る。	年記録問題として一般的に言われるようになったのは、ここ数年だと認識しています。 宙に浮いた年金、消えた年金、報酬の改定など、私が大きな問題として認識したのも、ここ数年です。 年金は、一人ひとりの大切な記録であり、その記録に基づいて老後の大切な年金等が決定される重要な記録であります。 このような年記録問題は、大きな問題として認識しています。	相談者からの情報により、社会保険庁等で管理している記録で、できるかぎりの確認を行い、そのことに係る説明を懇切丁寧に対応することで、信頼回復の一歩として捉えています。 年金記録の問題は、早急に対応しなければならないと強く認識していますが、混乱を最小限に抑えるための手順を踏んでいなかったように思えます。 人が審査、点検、確認をする行為には限界があります。 オンラインに収録されていない記録のデータ化、記録突合の機械化を行ったうえでの対応をすべきではなかったのかなと思います。 また、対象者の案内や対応等も、まずは年金受給者のみの整理対応を行い、その整理が終わってから現役世代の者の整理対応でいいのではないかと思います。
2672	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	職員も被保険者も一人一人が責任を持つこと 被保険者にはまだ年金手帳を失くす人が多いので、再交付するたび、銀行のカードのように再交付料金を徴収すれば、年金番号の疑重複がなくなる率が高くなると思います。	この問題を知ったのは、平成19年に特別便が始まってからです。 それまではWMに登録されているのが全ての記録だと認識していました。	残業をし、休日出勤をし、平常業務と並行して特別便の窓口対応・電話対応をしていました。 一人の被保険者に対して年金番号を複数持ちすぎなので、資格取得時に新番をすぐに払い出さず、職歴や住所歴を十分に確認すべきと思いました。
2673	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	分かりません。	マスコミ各所で言われてから初めて知りました。 宙に浮いた記録。同姓同名による記録の混在等。	よく分かりませんが、一人ひとりの大切な記録なのでもっと真剣に取り組んでいかなければいけないと思いました。
2674	地方庁	その他(社会保険事務所)		お客様の要望に迅速に対応するため、人員を増やし早期に記録整備をし調査を完了させ、裁定・支払いを早くする。	記録の機械化時の不備が多い、機械化されたずに漏れている記録が多いというのが最大の問題点だと思います。また、基礎年金番号導入時の対応、対策や方法が不十分なままに実施された事も問題だと思います。問題として知った(認識した)のは、今回の記録問題として浮上してか	お客様のお問い合わせに対して迅速に誠意をもって丁寧に対応しようと思いました。反省点としては、やはり機械化時のずさんなシステム移行とつなぎ合わせばかりの法改正と改正時の準備不足、チェック機能の甘さだと思います。
2675	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません	記録もれの方や記録誤り等の方に対して、救済するような法整備を急速にして欲しいです。 重複すると思われる方の分も早急に確認し、合致し次第重複取消等処理して欲しいです。	昭和59年の国民年金切替時、事務所の国民年金課に在籍していました。当時特殊記録等のある方のみマイクロフィルムで記録を残していましたが、将来どんな問題がでてくるか判らないので紙台帳を全て残して欲しいと、上司に訴えましたが「上からの命令なので廃棄して良い」との一方通行で、結果的に廃棄させられました。問題が起きている事を認識したのは、平成9年4月から在籍した年金給付課で年金相談にあたった時に、気付きはじめました。年金記録問題に関しては、平成16年4月から在籍した年金相談コーナーで、過去の厚生年金・国民年金記録で、ご本人からの申し立ての記録がなかなか見つからなかったりした際、このままでよいのか、早急に記	昭和59年の切替時には、もっと上の上司に強く交渉すべきだったと反省しています。年金相談コーナーでは、マイクロでの原簿・番号簿等手書き分で残っている中から、少しでもご本人のものではと疑われる件に対しては、当時の給与明細等もしくは手掛かりになる写真等残っていれば、持参してもらい、判別していました。
2676	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	特になし。	大切な保険料をお預かりしているにもかかわらず、記録の管理が完全でないことは常識では考えられないことで大変なことだと感じた。 知ったのは、浮いた年金の報道時。	過去の記録の照合の徹底。 反省点としては、 過去の記録の管理のあり方と年金の記録は年金の請求時に統合すればよいという考え方。
2677	地方庁	その他(社会保険事務所)		国民年金に関していえば、手番の有無と帝の台帳の確認でほぼ解決できる。 特に手番がないのに国民年金の記録はない。そして、年金制度創設からの制度周知を行うこと。該当依頼者のほとんどが制度自体をまったく知らない。	100%解決することは無理であると認識している。年金記録問題は19年6月に報道されて知った。	特別便、定期便の提出されたものの調査を一件ずつ解決していく。一つの手番を大事にしていく喚起が足りなかった。また、いつの保険料を納付したか未納かどうか一目で確認できる領収書以のものを加入者に交付すべきであったと思われます。
2678	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般で知られている以上のことは知りません。	平成20年中にセンター遡及済分の再裁定処理の完了を急ぐ。	国の信用に関わる重大な問題と認識した。国会で多く取り上げられてから。	
2679	地方庁	その他(社会保険事務所)		事業主からの正確な届け出の提出。 故意による嘘の届け出をした場合の罰則。	ほとんどは、届け出の誤り、誤記入による。 事業所の指導を強化し、正しい届け出をさせるよう、いろいろな機会に事業所指導する。	記録補正の業務に従事。特別便記録照会の支援。
2680	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	本人へ通知文送付し、確認する。	年金相談を担当していたときには、必ず疑重複確認行っていましたので、問題となったときには、想像以上に多かった。少しでも早く解決するよう取り組まなければならないと思う。	本人へ通知文送付し、確認し、早急に解決するよう努めたい。
2681	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	人員増員	国民の信頼をなくす問題、10年前ぐらい	お客さまに丁寧にお詫びし、わかりやすく説明した。OBの怠慢。
2682	地方庁	その他(社会保険事務局)				
2683	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	現行の作業を早期に進める。	年金記録問題を認識していなかった。 この問題が提起されて以降。	過去の年金番号が、一人に複数払い出されたことに問題があるとおもいます。 住基ネットを活用し、社会保障及び税を含め、一元化する事だと思います。
2684	地方庁	その他(社会保険事務所)		件数が多いため、人員の増員と、システムの開発が必要で、お客様が納得いく回答をすること。	国として記録を管理するにあたって、あってはならないことと思います。年金記録問題が存在することを知ったのは平成19年6月頃です。	お客様の言葉を真摯に受け止め、記録が存在するかどうか窓口でわかる範囲で対応しました。数が多いこともあるが、対応スピードが遅い(特に県外に記録確認する場合)点。
2685	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし。	現行と同じ。	年金に加入していた期間が消えてしまうとは、年金制度の根幹を揺るがす大変な問題だと思った。	宙に浮いた記録の早期解決を図ること。 被保険者番号が統一されていなかったことによる記録管理の甘さ。
2686	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録もれの調査については、丁寧な調査が望ましいが、1件に時間をかけると全体が遅れてしまい回答までのスピードも要求されていること、記録も複雑であることから、社会保険に精通した調査担当の職員を増員し、職員分の一般事務に増員をすべきと考えます。 この間の処分者等でねんきん課構へ採用されない職員の中でも処分内容によって個別判断が可能であれば、記録調査の人員の増としてこの問題の解決に登用すべきではないかと考えます。	年金請求の窓口で裁定請求書の提出相談を担当した際に、転職をした方には、複数の年金番号が付番されており、またその時の年金手帳を保有していない者が多いことから、平成9年の基礎年金番号統合事務が完了されていないものと当時は考えていた。 年金給付課に在籍していた平成18年頃、複数手番者が統合されていないと知った。さらに、ここ2、3年で記録誤りやもれの問題が深刻であることを知った。	当時から、裁定請求書を処理する際に、氏名索引等、できる限りの調査を行い記録の漏れ防止に努めた。 年金制度発足の理由自体に問題があったと考えるが、制度改正ごとの周知が不足しすぎていたため制度内容の理解がされてこなかった。 また、職員であっても全てを熟知できない程の改正が多く複雑であることから、個々人の学習だけでは限界もあります。 全体での勉強会も時間が限られており、現行の制度では、職員の意識改革はもちろんだが、事業所(社会保険担当事務職員)や個人への制度理解は絶対に必要であり、お互いにきちんとした手続きがされなければ将来にわたっても繰り返されていく問題になりかねないと考えます。
2687	地方庁	社会保険事務所課長級以上	何も無い。	現在行っている事を今後もすべて継続して行っている。	全く認識していなかった。3年程前から知った。	上部組織からの指示に基づいて対応している。過去の制度、組織自体の不備による。
2688	地方庁	その他(社会保険事務所)		すでに退職したOBの方たちに当時の書類の処理について細かく確認し、どのような処理をしてきたのかを明らかにするしかないと考えている。	手番の統合処理などがまだ済んでいない方たちが多いと思っていた。事業所に依頼し本人へきちんと確認せずに新しい番号を払い出しすぎてこの問題になったと思う。	特別便対応が始まるまえは、年金請求時の旧姓・職歴の確認を入念にしていた。 氏名索引でも呼び方が一字相違するだけでも該当記録が出てこない点、国民年金加入の窓口である各市町村や厚生年金の窓口である事業所に対しての基礎年金番号の確認処理の依頼の甘さ、もちろん社会保険庁の入力管理後の確認体制のずさんさも問題があると思う。
2689	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知らない。	年金特別便、年金定期便のフォローアップ。	新聞、TV等で報道されるまで知らなかった。	特別便のフォローが一定のめどがついていない段階にもかかわらず、定期便を始めてしまったことは拙速であると思う。
2690	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	現在まで特別便・定期便を送付し、記録の確認をお願いしていますが、住所変更未届け等で届いていない方もいると思います。 郵返された対象者については市区町村と連携し、すべての方に届けられるようになればと思います。	知ったのは平成19年の春ごろ。ちょうど産休代替職員として任用される前で年金の勉強をし始めたころでした。 手番がいくつもある人がいることを始めて知り、年金額に反映することでもあるため、「とても大変な問題」としか認識していませんでした。	直接、お客様の相談に対応することはありませんでした(窓口案内のみ) 不謹慎かもしれませんが、世間でニュース等取り上げられたことによって若年世代の方々が年金に興味を持ったと思います。 窓口での対応は減りましたが特別便で「訂正がある」と回答された方への返信、再裁定の通知が遅いと苦情の電話が事務所にかかっています。 事務所としては返信・通知を待ってくださいとしか返答のしようがなく、心苦しく思います。
2691	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	専任のスタッフを本部に配置し、そこですべての事案を集中して処理を行う。 オンライン上に被保険者記録を、事業所整理記号、被保険者番号等を含め完全に収録する。	被保険者記録が、オンライン上に完全収録されていないことにより、記録の確認が困難になっていると10年ほど前に考えるようになった。	現場では、記録が完全でないことを厚生年金の適用業務や、年金給付業の担当をしたものは認識していたが、解決の方法は、一事務所の職員では見出せなかった。
2692	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じません。	経験が短いため、現在とられている方策を地道に続ける以外にはわかりません。	在籍前に報道等で知りました。	対応と言えることはできていません。反省点はマニュアル化やその伝達・浸透など、体制が整っていなかった点ではないかと存じます。
2693	地方庁	その他(社会保険事務所)	無し	現在の業務システムと当時の水準を比較するのは難しいと思いますが、国民年金に関しては、例えば特殊台帳(マイクロ)に記録があるにもかかわらずWM記録に無い事例や領収書・検認印があるにもかかわらず納付記録が無い事例について、単に漏れや間違いがあるということではなく、「なぜ？」「どうして？」を当時の担当者への聴取を行い、原因を検証してほしい。	昭和63年頃に健康保険担当課に配属になり健康保険・厚生年金資格取得届を処理する際に、厚生年金手帳番号欄に記入がなく、新規で年金手帳を交付することが多くみられたと思う。 平成5～6年頃に年金給付課に配属になり年金相談窓口で年金相談の際に、氏名検索で本人と思われる記録があるにもかかわらず、お客様の記憶が無いなどで、記録を統合できなかったことがあった。それの積み重ねが、いわゆる「消えた年金記録」の一つだと思います。	本人と思われる記録が判明した際には、できる限りの情報(職種、所在地・住所、会社名、期間等)を本人に聞き取りするようにしていた。 平成の初期と現在のシステムは大きく違いは無いと思いますが、オンラインシステムが無い時代の業務や記録管理、国民年金に関しては市区町との被保険者記録や納付確認の方法等は比較は難しいと思います。
2694	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録統合及び再裁定に必要数の人員を確保し、期間を定め組織全体で集中的に取り組むことだと思います。	平成18年4月採用なので表面化するまで全くそのような問題が存在することを知りませんでした。	記録管理の方法上、管理が個人の自己責任に頼らざるを得ないものだったにもかかわらず、国民にそのことが浸透してなかったことと、裁定請求の際の確認作業が甘かったことが反省点として挙げられると思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2695	地方庁	その他(社会保険事務所)	養育特例制度は、育児休業を取っていない男性が、 転職で報酬が減った。 配置転換で報酬が減った。 景気が悪くて残業が減って報酬が減った。 等の場合でも申請が可能です。 しかも届け出一枚出すだけで、 将来の年金が結構増えます。 しかし、男性で出してくる人はほとんどいません。 昨今レイオフなどで報酬が減った人も多いはずなのに。 届出一枚で年金が増える。 しかし知らない人が多い。 第3号とまったく同じです。 今小さい子供がいる男性が受給年齢に達したころ(30～40年先)に また3号のように特例云々、になるような気がします。	定期便に「男性でも、育児休業取っていなくても、申請すると年金が増える」旨記載すること。(別紙ではなく職歴の続に印刷しておけば、後日文句言われてもここに書いてあるでしょうと言える) あと、いろいろな出版物の養育特例の説明を、「育児休業と関係なく・転職や不景気の残業減でも・男性でも、とにかく三歳未満の子を養育していれば申請可能」と、書くべきだと思います。 (通常育児休業と抱き合わせで記載されていて、育児休業取った人だけの届けだと当然思われる記載になっています)		「アルファアベット名前も登録すべきでは」 外国人被保険者が急増していますが、たとえば中国人の場合、日本語読みか、本国の読みがいいか。 ミドルネームがある場合、姓が最後に来る名前の方の場合は、どういう順序で名前の登録をすべきか。 名前が長くて入りきらない場合、どの名前を切り捨てるか。 「ー」記号は使うべきかどうか。 本来被保険者が日本国内にいるときの表記を統一しておいてくれればいい話ではありますが、現状本人申請に基づいてどのようにでも入力をしています。 転職した場合に前の年金記録を探すのに苦労します。 日本人手番が検索できなかったのを社会保険庁だけのせいにされたように、将来外国人記録が探せないときにすべてまた私たちのせいにされます。 年金手帳や保険証の表記はさておき、年金のコンピューター記録には外国人登録証のアルファベット名を登録しておくと良いと思います。
2696	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	現に起きている問題については、受給者分は政治判断を含め時間をかけずに行うと共に、被保険者分については高位年齢ごとに、ある程度時間をかけ全ての制度の記録を明確にした上で処理をするほうが、後々になって問題が起きないのではないかと思います。 また、いくら管理体制が整ったとしても、本人からの事業主への届出に住民票の添付を義務付けるとか、漢字や振り仮名の確認方法に対する確立体制ができない限り、同じような問題は多かれ少なかれ起こりうると思います。(社会保険カードや総背番号制がある程度の防止策となるか	組織を挙げて解決すべき重要な問題として認識していました。 問題の存在は報道等がされ始めた頃だと思います。[redacted]	当時[redacted]事務所長でしたが、記録問題解決を優先に職員総出で窓口の来客や、記録訂正処理に対応しました。 年金記録問題の直接の反省点ではないですが、予算等の制約もあり、人員の手立て不足等もあり記録問題を優先処理する間、結果として通常業務処理に手が回らない状態が続きました。 記録訂正処理対応と通常業務を同時並行処理するための適切な人員の確保配置や、記録訂正等専門職の育成配置がうまくできなかったことが反省点だと思います。
2697	地方庁	その他(社会保険事務所)		一件ずつ調査して解決するしか方法ないと思います。	紙台帳での管理からにコンピューターに移行した時点での準備・確認が不十分であった。基礎年金番号制度の際も同様に準備・確認が不十分であった。 年金記録問題は、準備・確認不足と認識してます。 採用されて一年ほどで存在をしりました。	申請がないと調査できないため、ご本人より年金記録調査の申請があれば、氏名や旧姓、生年月日により検索し、台帳等も調査しました。 個人単位ではなく、記録調査チームを作り全体として問題に取り組むべきであったと思います。
2698	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	なし	なし	なし
2699	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	すでに、社保庁はほとんどを公開しており、特にないと思います。	現在取組んでいるやり方でいいと思いますが、大臣が言うような1年未満の期間を申出のみで認めるようなことは、やらない方がいいと思います。 法令順守といいながら、特例法をつくれば、何でもOKということになりかねないのでは。	記録問題について、直接認識したのは平成16年ごろだと思います。	ずっと以前に、国民総背番号制には猛反対の世間の風潮があったように思う。被保険者や事業所のものが年金番号を届書に記入しなで提出をする、行政側もそれを受け取るということが、当たり前のように行われてきたことがこの問題の根幹だと思う。 そのことを、社保庁側は積極的に言うべきだと思う。ただ、マスコミや政治がそれを取り上げない、あるいはいいわけだというかもしれないが、言うべきことといい続けておくべきではないでしょうか。 以上のことから、受益者側にも義務は守らす、自らも法令等にのっとった仕事を徹底して行うよう
2700	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	旧姓、カナ文字、住基等コンピュータ上でのつき合わせを含め各種対策を行ってきていると思います。この問題の解決に向けての方策について、特に思いつきませんが、市町村広報紙、新聞、週刊誌、テレビ、ラジオ等あらゆる広報媒体を使い、注意喚起を含め行うことと、相談してこられる方々に時間をかけて丁寧に対応するマンパワーの配置が必要ではないかと思います。	被保険者の加入中、老後の公的な保障という年金について、年金の受給権、年金額に関わる大事な年金記録が統合されない状態になっていることは、極めて大きな問題であると認識しております。知った時期としてては、平成19年ごろと記憶しています。	来訪、電話等で相談されてこられるお客様に対し、お客様の気持ちに立ち、親切、丁寧な相談、調査を行ってきたつもりです。現時点で振り返りますと、コンピュータに入力されていない記録があったことは地方には知らされていなかった部分があったと思います。一部はあると聞いておりましたが。やはり、本庁は知っていて地方の現場は知らないという風とうしの悪さ、情報の共有化に問題があったのではないかと思います。また、コンピュータに入力する予算の問題もあったのではないかと思います。また、パンチ要託していた時代の入力ミスも見られます野で、安かろう、
2701	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	最後の一人までの解決は、長期間経過している案件のため、解明は無理と思われる。そもため何年かで期限を切って、政府の政治的判断での解決が必要と思います。	20年以上も前からですが、被保険者の方が事業所を転々とすることに、厚生年金被保険者証を新番で払い出ししていたため、この人たち自分の職歴を記録して居れるのかなと、疑問には思っていました。	厚生年金の取得時、20歳以上の方は全て、基礎年金番号を受けているとの認識で対処していますが、いまだに取得届時に住所・氏名・フリガナ・生年月日・性別等が、戸籍や住民票等で確認されていない事に、不安を感じています。
2702	地方庁	社会保険事務所長	特になし	「ねんきん特別便」・「ねんきん定期便」等により申出がある方々の調査事項を丁寧に調査を行い、地道に処理を進める事につきる。	年金記録は、最終的に年金裁定請求書を受理する際に調査確認していると教えられていて、特に問題があるとは認識していなかった。 平成9年に実施された基礎年金番号導入時に、複数の手帳や厚生年金被保険者証を所有している方がかなり存在する事に気づいた。	平成9年に実施された基礎年金番号導入時に、「ねんきん特別便」・「ねんきん定期便」のように期間を定めて積極的に未統合記録の調査を社会保険庁の組織として行われなかったこと。
2703	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	元々の平常業務と一緒に行っているのですから、人手と時間が足りていないと思います。機械化されるまでの業務に精通している人材を集中させることができないのなら、時間をかけてコツコツ片付けるしかないと考えます。	基礎年金番号導入時の統合届出漏れや事業所からの届出誤り等は、あると思っていましたが、改ざんなどの悪質なものがあるとは思ってもみませんでしたし、何より件数に驚きました。個人ではなく、組織としての問題だと認識しました。 テレビや新聞等での報道で知りました。	組織としての問題ではありますが、個人の意識の積み上げが組織のモラルだと思いますので、正しい意識を持った人ばかりの組織ではなかったということだと思います。 この度の問題を踏まえて、私は今後も自分の行動に責任を持ち、被保険者・受給者の方に誠実に対応していくことを改めて意識しました。
2704	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	宙に浮いた年金記録の中には、厚生年金手帳記号番号を重複に払い出された者が多い。 この原因として、前職を隠して再就職した者、氏名、生年月日を偽った者がいる。	年金記録の整備に当たる担当者の増員。	年金記録は適切に管理されていると思っていた。また、年金手帳記号番号を重複に持っている者は、期間照会及び年金の最低請求時に判明するので、整備できると思っていた。 しかし、年金受給者の中に期間もれで裁定されている者がいることが分かり、大変大きな問題と認識した。 問題を知った時期は、平成19年の新聞等で報道された時であったと思う。	私は、[redacted]第三者委員会に勤務となったので、申立者の立場で調査を行い、あっせんできるようやってきた。 年金記録問題の反省点は、年金記録を送達時の点検ミス、入力後の点検ミスがあったこと。
2705	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない。	全所体制でしかことから、本業とどっちつかずとなってしまった。 専属の係を作り対応していくべき。	お客様からの苦情の嵐。ずさんな管理をしていたのかと思うと情けない。ただただ、謝るのみ。	全所で対応することになったため、土日の出勤、課員の昼休みの確保(自分は取らない)で、役職者として責は果たしたと思う。 厚生大臣や、長官に言われれば、それに対してしていくことは必要だと思うが、できないものはできないと言える周りの人はいなかったのでしょうか。 結果、できなかった時に余計にバッシングを受けることになる。 人員削減された、新組織で果たして、今まで以上のことができるのか、疑問である。
2706	地方庁	社会保険事務所長	特になし	年金特別便、年金定期便を受給者及び現職全員に送付しているので、これ以上実施する必要はない。	平成19年4月以降に知った。 基礎年金番号を導入した平成9年以降の早い時期に今回のような方法で実施しなかった政府及び社会保険庁の怠慢だと認識していた。	窓口対応、電話対応、個別訪問による対応、文書による対応を、全職員が最大限対応した。 反省点は、前記(8)のとおり。宙に浮いた年金記録が大量に発生したのは、時代の不可抗力である。
2707	地方庁	その他(社会保険事務所)	コンピューターが導入され オンライン化される前の、手書きの被保険者原票の記載の仕方があまりに汚く、ずさんで丁寧でない。ほとんど殴り書きのような字や癖字が多く、とても読めないような名前で書いてあったりしており、しかも名前にはちゃんと振り仮名を書く欄もあるのにほとんど振り仮名が記入されていない。これでは年金記録が迷子になったり、だれの物かわからなくなるのは当然であり、当時の原票を作成した職員は後世の職員が迷惑することや、受給者が正しく年金を受給できなくなることをまったく考えていなかったとしか思えない。少なくとも年金業務を担う	被保険者原票が作られたのはあくまで過去のことなので、いまからではそれこそ取り返しがつかない。被保険者記録を探しやすいように、汚い原票を見やすく[清書]するか、080の原票検索画面に被保険者名まで表示されるように様式をかえることぐらいか。	基礎年金番号制が導入されたとき、職を変わるたびに違う番号の年金手帳を交付された被保険者があまりに多かったため、すべての年金加入歴を基礎年金番号に集約することが思うようにうまくいかなかったために起きた問題である。その意味では被保険者にも落ち度があると思われる。その点では、基礎年金番号制が導入された後までも感じていた。	資格取得届が提出され、基礎年金番号欄が空欄になっていた場合、同姓同名者有りの警告が表示されたときは、事業所に当人の前職を極力聞き出してむやみに新番号を払い出すことは避けた。反省すべきことは、前の職場で交付された年金手帳を片っ端から紛失して職を変わるたびに新しい番号の年金手帳を交付されていた被保険者が多かったことと、むやみに新番号の年金手帳を払い出していた職員、機械化される前の手書き被保険者原票をいいかげんに記入していた職員が多かったこと。
2708	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	この問題について、特効薬はないと思いますので、現在取り組まれている方策を地道に行っていくしかないと考えます。	基礎年金番号導入前においても、離・転職の関係で厚生年金保険の記号・番号を複数所持している方が多数おり、行政サイド及び国民の皆様も年金記録の重要性の欠如の問題と認識しています。平成5年に入庁し、適用課に配属され、厚生年金保険記号番号重複取消届という事務処理があることを知り、複数の年金手帳が発行されているとわかりました。	厚生年金保険および国民年金の適用業務、年金の裁定業務など行ってきましたが、複数の年金手帳を所持されいる方に対し、放置するのではなく、一本化の処理を行ってきました。反省点として、基礎年金番号の導入するにあたり、複数年、年金の整備を集中的に行い導入するべきだったのではないかと思われます。
2709	地方庁	社会保険事務所課長級以上		現在一番感じている部分は、重複して照会されているケースが多々見受けられます。このために同じ案件に結果的に、複数の人員を割いて調査をしていると思われる案件を整理する方法があれば、他の案件に人員を割くことが出来て少しでも効率が上がると思います。方法としては、例えば案件の調査を始める時に「基番940扇書の入力項目にどの事務所で調査中」と表示するなどで少しは解消されないかと思います。(調査内容の突合を電話等により、情報の共有が図れる表示が出来れば時間短縮に少しは貢献出来るかと思います。)	新聞報道されるまでは、年金請求時に記録の確認が実施されるので、転職などで手番等を重複で取得されても、この時点で解消されると言われていましたので、この内容を信じていました。しかし、報道後に庁からの指示に従って補正業務を進めていくなかで、地方職員は知らない現状が業務を迷行するなかではっきりと認識するようになりました。	業務的経験が少ないため、経験者に調査方法などを教示していただき少しでも自身のスキルを上げるように対応しました。色々な方法での照会が多く、また、期限が短く、対応に正直苦戒しました。出来るならば新組織においては、情報段階から事務所担当課までに情報の提供をしていただき、処理方法なども正確・迅速・同一性を事務所も含んで考慮できればと思います。マニュアル作成・研修実施などを実施する時間の確保が出来れば、開始時期は遅れますが、各事務所間の差異を少しは抑えることが可能と思います。今後の法令等の改正時なども同様と思ふしま
2710	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	本来急ピッチで全ての対象者に対応すべきだが、年金受給者、55歳以上を最優先にして、100%判明を目標に対応したほうが良いと思う。	本人記録の確認を行い、どうしても確認できない記録はある事は認識していたが、多くの方の記録が不備である事は、今回初めて確認した。	本人への聞き取りが充分でないと記録もれが発生するので、相談時に丁寧な対応が必要と思われる。
2711	地方庁	社会保険事務所課長級以上	これまでの調査等で指摘された問題以外には、特にありません。 しいて言えば、基礎年金番号に手番(国民年金)を統合した場合、その統合した年月日が自動的に付与されないこと。 また、過去(基礎年金導入後～基礎年金番号導入時ごろにかけて)、市町村の中では「40年記録管理をする」として、厚生年金などの公的被用者年金制度加入期間外の期間を「職権で国民年金の記録を追加」したところがあった。そのため、現在、「国民年金の記録があるのに未納であるはずはない！納付書が送付されたのであれば納付しないはずがない！他の税金等は全部納付してきた。そんないい加減な性格ではではなかった…」などのトラブルが発生している。	当時、本人の年金権確保および確認をしやすいという意味では、この作業は意味のある作業であり、その労力も大変なものであったと聞いています。現在においてはそのようなことはないのですが…。現時点においてその記録(今となっては意味を持たない追加して記録)を削除することはかえって混乱を招くものであるので、記録照会・年金相談時に記録訂正・追加・削除画面をしっかり確認して、的確な説明を行ないご理解を得られるようなマニュアル的なものが必要かもしれません。	採用時(昭和55年)、戦時中の記録や国民年金発足当時の記録台帳など、自分が生まれる以前の記録が残っているんだと正直びっくりするやら、感動までしたくらいでした。ただ、この記録がしっかりと持ち主の元へいくのな？と漠然とした不安を感じたのは事実です。ただ、本人が年金を請求する時点で職歴を申し出るわけだからそんなに洩れたりすることはないはずと考えていました。 そのころはまだ若く、自分の働いた会社名などを忘れる人がいるはずがないとか、また、そんなに職業を点々とする方が多いとは考えなかったというのが実態でした。	統台帳からコンピュータへの移行で自然と全ての記録が洩れなくなされると考えていたため、「対応」など考えも及びませんでした。今考えると、コンピュータはそれなりに万全であっても、入力する行為が人間でありその時点で誤りがあればアウトだというのに気づきませんでした。 また、被保険者の方の記録の保管・保全が以下に大切であるかという認識が弱かったと考えます。 さらに言うと、年金制度・記録はそれなりに複雑なものがあり、マニュアルなどだけでは片付けられない部分も確かにあると考えます。目に見えないスキルとか長年携わってきたことにより培われた「センス」とでも言うべきものがあると考えます。それを十二分に活かせていける方策が絶対

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2712	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	現在も未統合になっている記録が数多く存在するので、それらについて本人確認をし、ひとつひとつ統合していくしかないと思います。	年金記録問題が新聞やテレビで報道される前から、基礎年金番号に統合されていない手帳記号番号の記録があることは知っていました。 しかし、年金の新規裁定時に記録確認のうえ統合するので、あまり問題ないと思っていました。	以前の意識では被保険者からの話があってからの対応しかしておらず、社会保険庁側からの投げかけがあまりなかったのが問題だと思います。
2713	地方庁	その他(社会保険事務局)		これからの記録については、新たな記録問題とならないように日々の適用業務等を確実に行い、過去の記録については現在進めている調査を着実に行い1件ずつ終わらせていくしかないと思う。	記録に基づいて年金額を決定して、給付をしているので、年金制度の根幹にかかわる重要な問題と認識している。記録について報道された頃に知った。	調べられる限りきっちりと調査して、正しい記録に戻して生きたいと思い、また、例え期待された結果とは異なったとしても理解を得られるような丁寧な回答をしていきたいと考えて、対応しようとした。 何十年もの記録を遡って調べるのは困難な作業であることを実感して、記録の取り扱いや保管
2714	地方庁	社会保険事務所課長級以上		とにかく、個々の記録を地道に調査していくしかないと思います。 また、今後、不確定な記憶(であろう等)ではなく、確認できた記録に基づいた年金の決定を行わないと、収拾がつかなくなると思います。	名寄せ作業も、年齢をおって行っておりましたし、裁定請求の際には、記録の確認も行っておりましたので、それほどの問題とは認識していませんでした。 ただ、基礎年金番号を導入する際には、統合漏れの手帳番号が発生してしまう懸念はありました。 また、機械化される前は、資格取得時に、その方が以前に年金番号の交付を受けていたか否かにつきまして、本人の記憶に基づくしか確認方法がありませんでしたので、別の手帳番号の交付をしてしまう可能性は、あったのではと思います。	地道な確認作業。基礎年金番号導入時の広報不足。
2715	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	業務量に対する人員が明らかに不足しています。退職されたOBの方々等、実務経験者からの支援がより必要ではないでしょうか。	社会保険庁全体の問題として早期の解決が必要との認識がありました。なお、問題の存在を知ったのは新聞、テレビ等のマスコミ報道があった後です。	記録問題で来所されたお客様に対して、窓口対応によりより多くの情報をお聞かせいただき記録の確認に努めました。問題点としては、とくべつ便の回答を最寄りの事務所ではなく返信用封筒で業務センターに郵送した場合、窓口受付よりもかなりの時間を要すること。再裁定の際に時間がかかるだけでなく業務センター進達後に不備返戻があった場合はさらに時間がかかってしまうこと。等が挙げられます。早期の解決が必要な問題にも関わらず、時間がかかりすぎているのが
2716	地方庁	その他(社会保険事務局)		間違った記録や、持ち主不明の年金記録がなくなるように 地道に調査確認といった作業を続けるほかないと考えます。	被保険者本人が判明しない記録があることを認識しているか否かに 関わらず、実際にだれのものか分からない年金記録があり、それが 見つかれば、年金受給に結びつく可能性があることから、生活、いのちに直結した問題であると思います。 世間で問題が認識されるようになり、はっきりと認識しました。	標準報酬月額遡及訂正問題への訪問による聞き取りや 過去記録の調査依頼まで、ひとつずつ地道に対応することでしか 解決できないと感じました。 また、そのように対応しようと心がけました。
2717	地方庁	その他(社会保険事務所)	今回の年金記録問題によって確認・統合された厚生年金記録のうち、システム上の都合等によって事業所記号が収録されないままになっている記録があります。 今後、各個人の年金記録を年金通帳などによって銀行ATMのようなシステムで簡易確認できるようにすると聞いていますが、その際、厚生年金記録で事業所名の表示がされないままではどうかと考えます。	現在のシステムでは解決できない問題もありますので、このことも含めて大臣の言われるとおり「ヒト・モノ・カネ」を早急に用意し最初に問題を提起したうえで解決していくしかないと考えます。	十数年程前に厚生年金の期間調査業務に携わっていた際、当時マイクロフィルムで確認しては過去記録整備をする、ということをしていた時、これならば専門の部署をつくりマイクロフィルムの記録とWMの記録を順番に見比べて補正していく専門チームで作業すれば、後々非常に楽になるのではと同僚と話したりしていました。 今回の年金記録問題があった時、先にそうした作業がされていればもう少し早く解決の時期を迎えることができたのではと考えます。	当時も、また現在はさらにこれらのことをするには圧倒的に人員・時間が不足しており、各個人で解決できる問題ではないと考えます。
2718	地方庁	その他(社会保険事務局)		記録問題に携わる職員数が圧倒的に不足していると感じています。		基礎年金番号投入時に、被保険者あてにお知らせをしたが、その際に回答のなかった被保険者に対し、積極的に催促等を行って、基礎年金番号の統合処理をすれば、現在の記録問題までには至らなかったのではないか。
2719	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
2720	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	市町村の保管してあった国民年金の台帳の保存がされてなかったり、厚生年金加入の台帳も保管されていないものがあったり、記録を正しく突合するということが困難な場合もあるので、超法規できな法案が制定されないと国民もそれに携わる職員も納得できる仕事ができないと思います。	年金記録問題は社会問題であると認識していました。 その問題を知ったのは、新聞等の報道で知りました。	年金の管理は永年管理で絶対的管理が必要なものであるがこれまで特にパソコン管理の前の台帳管理時においての台帳が管理徹底がされていなく、今年金記録を確かめたくても、調べることができなくなっていることに問題があると思います。また一番管理体制の甘さが反省すべき問題であると思います。
2721	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録問題への対応が遅いというお客様からの要望が多いですので 年金記録問題専属のセンターをつくり、対応できる経験者を集めて 記録の照会作業や補正や再裁定作業や第三者委員会の申請や電話対応を集約化して、効率的に作業をすすめ、早く回答や年金額の改定に対応するべきだと考えます。	基礎番号への手番の未統合。年金記録原簿とWMとの記録の食い違い。 H19年ごろ。	お客様への積極的なアプローチ。WMの記録の補正。 基礎番号導入後、ある程度の情報公開をするべきであった。 WM導入時に記録原簿とWMの整合性をさらに確認するべきであった。
2722	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	現在示されているように、マイクロフィルムなどもとのデータと照合し1件1件の記録を確実なものにしていく。また、未統合記録を1件でもなくしていくことが肝要と考えます。	未統合記録があることは知っていましたが、年金記録問題として認識するようになったのは、報道されて以降です。当初、報道が過熱していたころは、正直に申し上げれば年金手帳を2つも3つ取得する被保険者本人のありように問題があると思っていました。そのうち未統合記録の件数が公表され、コンピューターに入っていない旧台帳記録のことなどがあり、この年金記録の記録方法そのものに欠陥があるのではと思うようになりました。	年金記録問題の対応については、問題の発生を受け被保険者受給者の皆様から問い合わせ・照会が例年の10倍以上に増加しその回答をおこなってきました。また、年金特別便の発送も決まったため、その処理を行ってきました。年金記録問題は、年金制度ができたときからの積み重ねで一朝一夕に片付くものではないため、これからも記録の整備を行いつつ新たな年金記録問題を引き起こさないように年金記録を管理していくことが必要と考えます。年金の一つ一つの記録がどのように決定されるのか(報酬・月額変更・定時決定)等あまりにも国民の皆様にお知らせしてこなかったという広報不足また記録を被保険者本人に確認してもらうという視点がなかったこ
2723	地方庁	その他(社会保険事務局)			他の業務と比較した時に、まず最優先で取り組むべき問題と認識して取り組んでいました。	事務所へ来訪されたお客様に対して理解を得られるよう、説明に必要な知識の習得や、待ち時間が少なくすむよう積極的な声掛けなど行ってました。
2724	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	とても重要かつ複雑な問題であるので、当然高齢者のかたにも多く影響するので急ぐことも大切なのかもしれないが、早く処理することに重点が置かれ過ぎているように思える。この問題に対して専門的に従事できる職員の絶対数を増やさなければ、今居る職員にすべてを託し、急ぐよう指示しても、内容が正確に処理されなければ、結局同じような問題を何度も繰り返すことになるように思える。	自分自身従事していたのが、庶務、会計の分野であったため、年金記録問題を知ったのは、世間一般で騒がれ始めてからである。実際に記録問題の処理に携われば携わるほど、過去の記録管理のあいまいさ、いい加減さには、職員ながら憤りを覚えることも多くあった。 記録問題は過去のずさんな管理(中には歴史的な背景もあるのかもしれないが)により生じた、早急に訂正すべき問題であると思われる。	当然、自身の業務も行いながら、個人の記録が正しいものになるよう、正確に迅速に処理できた。窓口ではお客様に分かりやすく説明し理解を得るよう心がけている。 ただ、職員の定数がどんどん減っていく中、業務量は加速度的に増えているので、時間的に限界の状態であり、本当に国民のために早急に正確な記録への訂正にあたるのであれば、人員を増やし、専門性を高め、業務に従事させるべきであると考える。
2725	地方庁	その他(社会保険事務所)			数年前からニュースで知るようになった。 入庁以降、実際に現場で感じたのは、過去の杜撰な仕事の後始末というのが本音。	目の前にある一つ一つを正確に処理すること。 記録の管理に対する意識の低さ。
2726	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません	一挙に解決する方法はないと思いますので、ねんきん定期便などで記録を本人にお示しして確認していただくとともに、数年間かけて1件ずつ調査(現住所の調査等)を行う(急がば回れ)。	・時間をかけてでも解決しなければならない問題と認識。 ・漠然と未統合記録があることは、かなり以前から認識していたが、いずれ統合される記録、統合の必要が無い記録など、問題としての認識はなかった。	・政府の方針に則って、取り得る具体的な方策の検討を行った。 ・反省点としては、記録の管理に関して、本人に頼るところが多かったこと。 →本人が年金手帳をちゃんと管理していること、自分の加入歴を記憶しているだろうといったこと等を前提に業務を行っていたと思います。
2727	地方庁	その他(社会保険事務所)		元々自己責任での年金番号管理を前提に制度の運営を行ってきたので、被保険者本人の自己責任にゆだねることがいいと思うのですが、そのために、学校等での教育を含む年金制度に対する広報を充実させていくことが重要であると考えます。 ただ、この間の年金記録問題を考えますと、自己責任だけでは問題解決にはならないと思いますので、確実な年金管理としまして、国として国民一人一人に住民登録カードに連動した、基礎年金番号と本人を一致させるIDカードでの管理をしていかないと、偽名取得や偽装取得もあり、また、生年月日を偽って取得するケースもあり、今後も宙にういた年金記録はなくならないと思います。 IDカード管理により、年金請求事務は減ると思いますし、未納対策として、未納者については税金により強制徴収も可能になるのではないでしょうか。	基礎年金番号制度が導入される前は、国民年金と厚生年金の番号が別々で、厚生年金も転職ごとに番号を取得しているであろうと思われる人がいた事を認識していたのですが、60歳以降年金請求の時にすべての記録を確認するということ、また、紙台帳が残っているので記録は最後は整備されると思っていました。 その後、機械に入ってる記録が、紙台帳から記録をパンチするときのミスによる氏名誤りや、紙台帳自体の字が判読不能なものもあり、資格照会業務で苦労したこともありました。 また、資格照会業務において、被保険者の方から、当時は生年月日を偽って働いていたとか、氏名も偽って働いていたという方もおり、また、事業主が届出の時に誤って氏名を届出していたというケースもありました。 そのような中で、宙に浮いた年金記録というのは常に存在するのだと思っていました。	適用業務をしているときは、基礎年金番号化以降でしたが、20歳以上の方については必ず前職を確認したり、年金番号の確認を意識しながら取得の受付処理をしていました。 また、ねんきん特別便の対応など積極的に対応し、被保険者の方の不安・疑問を少しでも取り除くことを意識しながら、対応していました。 反省点については、国民の不安を煽ってしまったことです。 年金制度については、常々政争の具にさらされてきました、それは、完璧な制度は年金制度にはないということで、おりあいをつけながら制度は年月をついやしてきました。 そのようななかで、毅然とした対応ができなかったことだとおもいます。 様々なことが後手後手になってしまったような気がします。 それは、組織としての対応の遅さ、また、説明すべきところは説明できなかった体制がもたらした結果であると考えております。
2728	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	更なる職員のスキルアップを図り、今まで以上に最善を尽くすのみです。	入社後2年程度経過したとき。	現場での日々の業務課題をクリアすることが精一杯の中で、何も対応できなかった状況です。反省すべき点です。
2729	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	記録を認める基準を緩和し、業務センターで集約して行う。	記録の管理について国の考え方が甘かったのではないか。(同じ会社で定年まで勤務する。個人が手帳や領収書を保管している。等) ニュースや庁からの事務連絡で知った。	昭和50年後半からのオンライン化の時に厚生年金は氏名のフリガナを 事業所に照会する等して少しでも正確なフリガナで入力する等していない ことが反省点と考えます。
2730	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知らない。	すぐに解決する事は難しい。 地道にやるしかないのではないか。	おかしい記録があるというのは、採用されて2～3年目に知った。 当時は裁定時にすべて訂正するから大丈夫だというふうに教えられた。	反省点としては、業務に対するモラルの低さ、チェック機能不全があると 思う。また、自浄作用の無さもあると思う。
2731	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にございません。	現時点においても、重点事項として組織全体で取り組んでいると認識しています。		基礎年金番号を導入したことから、すべての問題の始まりであり、国民の皆様に周知できていなかったことが反省点と認識しています。 今後は、年金事務所の職員として、国民の皆様の目線に合わせた対応を、心がける所存です。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2732	地方庁	その他（社会保険事務局）	法人の会社に勤めているのに、社会保険の適用がなかったり、あっても常勤で働いているにも関わらず、社会保険に加入させてもらえない人が相当な数いて、社会保険事務所がなかなか戦権適用できていない状態であること。	常時従業員を使用する法人の事業所は社会保険の加入が義務づけられているにも関わらず、未適用の事業所があってもなかなか戦権適用ができないのが現状なので、法務局と連携して、社会保険加入義務違反があれば法人格を取り消す等の方策が必要と考えます。 また、二重帳簿を付けているところもあるので、社会保険への届出が正常なものか、他の官公庁と連携して随時確認する方策が必要と考えます。	一刻も早く解決しなければならない問題と認識していました。お金に関わることは生活に関わることであり、いずれ解決すればいいという問題ではないからです。また、この問題は完全に社会保険庁の責任であり、お客様には一切責任がないので、誠心誠意お客様が納得するまで丁寧に説明すべき問題と認識していました。 問題を正確に認識したのは報道があってからだと思います。	すべての仕事より優先して、ねんきん特別便、ねんきん定期便の対応をしました。 基礎年金番号導入の際に、未統合の記録がすべて基礎年金番号に統合されるまで徹底してやるべきだったと思います。
2733	地方庁	その他（社会保険事務所）			組織全体として問題意識の低さ、過去の記録管理の甘さによって引き起こされたという認識。 世間の報道と同時期に知った。	直接の記録調査業務ではなく、窓口及び電話対応で携わっていた。 電話、来客者が殺到し、対応に非常に苦慮しましたが、お客様の声を真摯に受け止め、信頼を得るよう適切な対応を行うことを心がけてきた。 ただ、問題解決には努力したが、どうしても今の体制では限界がある。問題が長引いている原因としてのは圧倒的な人員不足、業務スペースの不足があると思われるので、これらの課題の解決なくして、年金記録問題全体の解決は遠いと思う。
2734	地方庁	その他（社会保険事務所）	特に知りません。	徹底的な調査が必要であると思います。調査に関わる人員を増やし、速やかに回答できる仕組みをつくるべきではないでしょうか。専門的知識のある人員をスタッフに調査チームのようなものをたちあげたほうが良いのではないでしょうか。 他の仕事をしながらというのではなく、調査に専念できる環境が必要ではないでしょうか。国民の信頼を得る為には、どのぐらい調査が進んでいるかとう中間報告も必要だと思います。1年ぐらい返事がこない、どうなっているのか？と言う電話がよくあります。こちらからもお客様に連絡をとりながらの調査を進めることで、信頼の回復につながるのではないでしょうか。	消えた年金と騒がれ、ワイドショーや新聞等で社会保険庁の話題で殺到した時期に知りました。最初は記録の漏れが問題になっているという認識でしたが、現場で補正などの仕事をしていると、性別、氏名、取得日、喪失日等、入力誤りの部分もたくさんあることに気づき驚きました。その当時の処理が正確に行われていないが為に生じていることをとても残念に思いました。今後このような問題が再びおこらないよう、改めて考えさせられました。	私たちにとって年金問題は多くある中のたった1件ですが、お客様にとっては人生に関わる大切な問題であるという認識をいつも持って対応することが大切だと思います。そのようなことを踏まえ、私たちの業務がそこにつながっていることを、意識し、日々の業務を遂行していきたいと思います。
2735	地方庁	その他（社会保険事務所）	ありません。	人海戦術で払出簿等の調査をする必要があるが、手書きの台帳は遠憲なものが多いため若年者には難しい。	年金裁定の際に、ご本人に確認して基礎年金番号に統合されていると考えていたが、「消えた年金」として報道されてから、初めて酷い状況だと認識した。	氏名の登録されていない手番の調査等の庁としての取り組みをするので精一杯であった。 ねんきん特別便を送付した際に「厚生年金」や「船員保険」と事業所名称が記載されなかったため、ご本人も記憶を思い起こすにあたってのヒントが少なくなかなか捗らなかった。 また、国民年金の納付内訳がないため非常にわかりづらかった。
2736	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません	今できることを慎重にひとつひとつこなしていくしかないと思う。	年金は、社会保障の根幹を成すものであり生きていくうえで生活を大きく左右することから国としての信頼を取り戻すために早期解決が必要である。 平成18年頃にマスコミ等が取り上げ始めこの事態を知ったことを記憶しています。	国の責任として相談者に対しては、親身になって応対してきました。 これまで職員は与えられた職務を全うするために一生懸命働いてきたと思う。 その中で浮いた年金記録等は、手作業時代の記録であり庁への進達等を含めその記録管理に問題があったと思う。
2737	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
2738	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	疑わしきは救済する方針のうえで判断するべきと考えます。 ただし、国民年金保険料納付については、資格取得等の処理との整合性をひとつの判断にするべきで納付できない状況が明らかな場合は却下せざるを得ないと思います。 また、厚生年金については、役員等以外の者については、本人に不利にならないよう対応すべきと思います。役員等の場合は十分な確認が必要と思います。会社として適用前の申立等は、いくら保険料天引きの事実が確認できても認めることは出来ないと思います。	社会保険と事業主等の間に被保険者（未適用者も含む）がいるにもかかわらず、被保険者に十分周知されていないことが多く、そのことが後で被保険者の不利にあるのではと認識していました。	事業所調査や相談時及び随取課で対応した際には、必ず、事業主等に被保険者への説明を十分するよう指導してきました。 全ての案件で事業主等が被保険者へ十分な説明が結果として行われなかった可能性があることが反省されます。
2739	地方庁	その他（社会保険事務所）	知りません。	現状の対策を人数をかけてしていくしかないと思います。 国民年金の手番については戸籍の附票などの住所履歴とマイクロの住所履歴などをつき合わせていけばさらに作業が進むと思います。	平成19年に年金給付課の配属で基礎年金番号に入ってない番号があることを知りました。	相談に来られたお客様と配偶者の聞き取りを徹底していました。 平成19年当時でも裁定請求のときの手番の確認は事務所を通じて徹底していましたが現役世代の方への記録確認が不足していたと思います。
2740	地方庁	その他（社会保険事務局）		よくわかりませんが、現在おこなっている方法でいくしかないと思います。	大変な問題だと認識していました。やはりニュースになった頃だったと思います。	大変な問題なので、自分のできる範囲で、できることは、なんでも対応しようと思いました。よくわかりませんが、一般職員は、庁の指導で全てやってきたのですから、問題になったころから、庁の指導部が指導の仕方が悪かったと思い、そこに反省点があると思います。
2741	地方庁	地方社会保険事務局長		国民の皆様にそれぞれの権利に応じた正しい年金をお支払いするのが何にも増して重要。 そのためには可能な限り年金記録の調査を行う一方で、一定の条件を満たせば、客観的な証拠がなくとも保険料を納付したものと見なして年金をお支払いするの仕方ないのではないか。 なお日本年金機構には年金記録問題対応のための正規職員は配置されないこととなっているが、今の体制が続くと保険料の徴収や適用等の本来業務がどんどんおろそかになり後々苦しむことになると考えており、年金記録問題の早期の解決のためにも今後の職員の増員についてご	報道等では知っていたが詳しい内容を知ったのは事務局長就任時（平成20年）。年金への信頼を揺るがす大きな問題であり何事にも優先して対応しなければならないと認識していた。	局内に対して、年金記録問題が最重要課題である旨の指示を出し、週次・日次で進捗状況を管理してその解決に当たらせた。 反省点としてはいろいろあると思うが、人材の流動性が薄く（事務局間の交流がほとんど無い、県内においても地域間の交流が薄い、（以前は）厚年と国年で交流が無かったなど）仕事のやり方がなんら見なおされずにそのまま踏襲されてきてしまったことが大きな原因の一つと言えるのではないだろうか。
2742	地方庁	その他（社会保険事務所）	ありません。		手番が多く残っていることは認識していましたが、WMに収録されていない記録があることは知りませんでした。 5000万件の宙に浮いた年金が表面化した頃です。	マニュアルにのっとって1つ1つ手番を解明していこうとしました。 基礎年金番号ができた当時に、手番登録も同時に行っておけばよかったと思います。
2743	地方庁	その他（社会保険事務所）	公表されているものしかわかりません	職員の取り組みとしては、一人一人の記録について丁寧な聞き取り等を行い、できる限り漏れのないように確認していく。 記録問題に関しては、それだけを1つの業務としてマンパワーを集中して取り組む方法でなければ早期解決は困難だと思います。	重要な問題であり、できる限り早急に解決する必要があると思っています。 存在として認識したのは、現在の記録問題が表面化した頃とほぼ同じ時期。	事務所窓口や電話での相談に積極的に応じ、お客様の主張を丁寧に聞き取り、その場で解決できるものは迅速に処理をしました。また、調査等が必要なものについては時間がかかることを謝罪のうえ、結果を待っていただくようにご説明をしました。 紙の管理の時代から個人の記録の重要性を全体がきちんと認識し、記録管理を徹底するということが行われていなかったこと。 職員の責任感の強さの違い、各職員の職務の管理についてその場まかせであったこと。 被保険者を含むに対して、国として年金記録に関する重要性を周知徹底できなかったこと。 などが反省として考えられると思います。
2744	地方庁	その他（社会保険事務所）			社会保険庁・社会保険事務所・市町村役場・適用事業所・被保険者のそれぞれが年金に対する意識が低く、（例えば年金手帳の安易な新規交付）その積み重ねであると思っていた。 それは社会保険事務所だけの問題ではなく、誰もがわかっていた（わかっているべき）ことだったと思います。 国民にももっと被保険者であるときから年金に関心を持っていただきたいと思っていた。 社会保険庁・社会保険事務所での問題は、WM導入時に記録をきちんと移行させてなかったことにつきると思う。 年金請求時に順次、本人に確認しながら行う予定でいたなら、そのつもりで年金相談窓口をやることを徹底すべきであっただろうし、現在もそのような考えであったなら、記録問題が大きく取り上げられたときに、その予定である旨を庁として報道関係を通して国民に言うべきだと思った。 だがそうではなかったようなので、となると当時に移行さすべきものができてなかったことが最大の問題点と認識する。	年金相談の窓口にいた時には、年金の受け取りなどは国民の申請行為によって発生するのだという認識も低かったことも事実で、義務であることを知ってもらうよう説明をして、のちもわからないことがあれば聞いていただくよう説明を続けてきた。 住民票などを取るときに区役所で冷たい対応をされ、あまり行きたくないという話しも聞いていたので、社会保険事務所は聞きやすいという意識をもってもらうようにも努めた。 年金を請求してもらう時が本人が積極的に話していただける時だと考え、過去の記録が間違いないか聞くようにしてきた。 現在、批判の対象として注目されたのは残念だが、国民の関心が年金に向いたことは良いことだと思う。 新規取得の手続きを行う業務課に配属されたのは基礎年金番号が導入されだしたところからなので、それ以降の一人1年金番号制の趣旨にはのっとってやってきました。 現在のシステムでは(8)の2点目にあげた問題点は解消されている。
2745	地方庁	その他（社会保険事務所）	なし。	過去の年金記録を確認して、まちがえがあれば、ひとつひとつ正確に訂正していくこと。	年金記録問題は、年金給付額にかかわることなので、とても重要な問題だと思った。 年金記録問題について知ったのは、新聞等で報道され始めた時からです。	年金記録の資格照会、整備業務について、応援をすること。 また、年金記録は、個人の長年にわたる記録であるので、現在のひとつひとつの正確な記録の積み重ねとなるよう、細心の注意をはらって業務を行なっていくことが重要であると思った。
2746	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に知り得ていることはありません。	一つ一つの記録を、根気強く、丁寧に調査回答することだと思います。	そもそも、5000万件等そのものの存在を知りませんでした。テレビの国会中継等マスコミ報道を通じて初めて知りました。 唯、事実報道されてからしばらくは、「年金が請求行為であり、年金請求時に整理すればよい」との甘い認識があったのも事実です。 しかし、年金記録問題の事務所責任者として、調査回答していくうちに、その認識が誤りであること、及び、あくまでも主役は国民であり、国民の立場に立って情報公開することの大切さを痛感し	年金記録問題の事務所責任者として、休日閉庁日、休日閉庁日にかかわらず出勤し、全力で対応してきました。 この年金記録問題の反省点としまして、上記に述べました「年金は請求行為だから、年金請求時に整理すればよいと」の甘い認識が、今回の社会問題の要因になったと思っています。
2747	地方庁	その他（社会保険事務所）	特になし。	今以上に、一定の作業場所を確保し、人員を増やし解決に向けていく必要があると考えます。	基礎年金番号発足以降（平成9年）、現在の年金記録問題へとなる可能性は少なからずあったのではないかと認識しています。 理由として、記録照会や年金相談などで記録統合は行ってきた経過はあるが 、未回答者など記録が膨大なため、将来的（社会保障番号などのひとり1つの番号制を考えると）には、問題点となりうる案件であった思います。 基礎番号発足以降（平成9年）以降。 特に年金記録問題となった平成19年頃。	年金請求者には、請求時に記録確認。 記録照会者には、回答書提出の勧奨など。 反省点として、 広報などをもっと積極的に行う必要があったのではないか。 基礎年金番号への移行事務がスムーズに行えたのか。
2748	地方庁	その他（社会保険事務所）	知らない	いち早く、年金記録の訂正及び年金給付の再裁定処理の完結を図ることとであると思う。 なお、上記解決策を効率的に講じるためには、人的な増員、コンピュータシステムの改善等いち早く進めるべきである。 また、行政だけでは、解決できない部分もあると思うので、政治判断にてより迅速に解決していくとも必要でないかと思う。	実際あった紙ベースの年金記録が、コンピュータへ収録されていないのが不思議であった。 名寄せ年金とくべつ便後のクリーム便の受付が始まった時	平常の社会保険徴収業務や年金相談を受けながらであるが、少しでも早く年金記録の訂正ができるように、年金の再裁定が進むよう心がけてきた。 担当職員の意識及び記録保有のシステム並びに年金制度の複雑さや申請主義をスタンスとしていたことなど様々な要因が反省点として考えられる。
2749	地方庁	その他（社会保険事務所）	4月からの入社につき、ご質問の内容に関しては特にございません。	特になし。	特になし。	特になし。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2750	地方庁	その他(社会保険事務所)	任期付職員の為、一般に公表されている事以外には、わかりません。	職員全員で取り組む事、全員が同じ温度で対応する事だと思います。	信頼を回復するためにも、正確かつ迅速に少しでも早く解決しなくては、ならない問題だと思います。 任期付職員なので一般の国民と同じように公表されてからです。	年金記録に関する調査を担当している、担当課の支援などを通じて、自分にできる事をしました。
2751	地方庁	本庁課長・室長・企画官以上		現在、年金特別便・年金定期便が送付されてその回答作業に全職員で取り組んでいるところですが、接触できず回答が出来ていない方が多数いると思われます。報道でも言っていましたが、市町村を始めあらゆる公共団体と協力して取り組んでいく事が必要と思います。	存在を知ったのは、年金問題が報道機関で取り上げられた頃です。 実際に年金記録問題で調査作業をしていると、既に亡くなられている方もいらっしゃられて、もっと当時から年金記録の管理をしていなければいけなかったと思います。	高齢者で一人暮らしの方もいて、同居者や親族もいなくて本人記録と確認できなかった記録もたくさんあると思われます。そのためにも早急に組織全体で年金記録問題に取り組んでいく必要があると思います。
2752	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	専門的に、記録を調査して、未統合の記録を統合できるチームが必要だと思います。	在籍期間が2年程なので、知ったのは年金記録問題が、公表された後です。 問題としては、基礎年金番号に未統合の宙に浮いた記録があったり、標準報酬額など、本人の実際の給料にみあわない、少ない金額になっている人がいるということだと思います。 原因としては、事業主や事業所の総務担当者が、誤った報告をしていたり、中には、意図的に誤った報告をしたもの、社会保険職員が関与したものがあると認識しています。未統合の記録については、当時の紙台帳での管理や1人に複数の番号を払い出してしまっていたことなど、管理が不十分であったのではと考えます。	現在は、基礎年金番号で管理されて、年金定期便など、本人が、その時々で自分の記録を確認できるので社会保険庁全体として、問題点を改善していると思います。 何十年も前のことで、記憶がないとか、そのときの資料がないということが、防げる思います。
2753	地方庁	その他(社会保険事務所)	期間調査や記録補正時にマイクロ(080)が発見できても、記入されている字が煩雑なため、被保険者氏名・数字が判読しずらい(できない)ケースが存在した。 (マイクロのWM照射の鮮明度とは関係ない。)	実際に記入した人間にしか判読できない字であるため、完全な解決策は無いと考察される。当事務所では、複数の人間と協議を行い、最終判断を管理職以上にお願いすることで対応してきた。	制度的欠陥および組合幹時代の管理の杜撰さが相乗して生じた問題であると認識していた。制度的欠陥については、基礎年金番号制度が始まる前の複数手帳番号を所有している被保険者が存在していることや名寄せ作業を行っていることから、入庁当所からいずれは問題になると認識していた。管理の杜撰さについては2年前の報道で認識することとなった。	(8)で挙げたように過去の負の遺産ではあるが、現在社会保険庁職員の一員として、早急に解決すべき案件という意識を持ちながら、日々記録の整備や国民の皆様の信頼を回復できるよう真摯に取り組んできた。 反省点としては、業務マニュアル等にしたがった適正な事務処理を行わなければ、機械管理になっても基礎年金番号の重複取消が発生し一人一つの年金番号という概念が崩れ同様の問題が将来において発生すると考える。また、外部の人間がみても分かるようなきれいな書類を作成することで、事務処理の重要さを日々認識する姿勢を持つことが事務処理誤り防止にも大切で
2754	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		1当面の対策 広報、勧奨、強制等の充実。 組織力の向上は当然としまして、マンパワーにたよることとはなってしまいますが、経費をいかにか什得るかかと考えます。 2制度改正において 営利企業である株式会社等において、固定経費が増加する健保厚年適用に対しては、少なからず経費対策上のお考えをお持ちであることは当然です。 資本主義経済下にあって、全ての事業者が法が規定する正当な届出が行わせることは、強制力を行使したとしても事実上不可能である。 少なからず自身の責任外において、いわゆる被害者が発生し得る。 であるならば、事業者の申請方式を廃止し、本人による申請方式にはできないか。もちろん行き過ぎた自己責任主義ではあります。	厚生年金において、経済問題及び組織としての執行力の問題。 採用直後から(事業所の担当者の認識より)。	事業所担当者に、法規定のほか、制度の意義を伝え適正な届出を促しました。
2755	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	国民ひとりひとりに対して、丁寧に対処することが必要だと考えます。	私たちの職場が国民の信頼を得るために、早急に解決しなければならないと認識しています。存在を知ったのは、具体的には不明だが、マスコミ報道があった頃だと思います。	職員として問題ついて真摯に受け止め、誠実にお客様の立場に立って対応する。反省点としては、もっと早く対応できなかったのか、基礎年金番号導入時に対応できなかったのかと考えま
2756	地方庁	その他(社会保険事務所)	・特別便で、「本人のものと思われる記録がある」と連絡をしている事務について、自分の記録でないにも関わらず年金が増えること思慮し、偽って自身の記録と報告しているケースが多いと思われる。 特に窓口にて「昔の記録なんて思い出せる訳がない！」と強く言われた場合や、郵送で「この記録はあなたのものですか？」などの際には、慎重に確認しているとは思えない。 今後このケースが発覚した場合に偽って報告した受給者は昔のことだから記憶が曖昧だったと発言することは目に見えている。責任は一方的に日本年金機構に覆いかぶさると思われる。 個人的に新しい記録が発見し統合する作業はうれしい事だが(本来こんな考えで作業をしていてはいけないと思うが)、もっと慎重に作業は行うべきだと考えます。 ・電話などの外務委託について、特別便がテレビで話題になっている最中、電話で一番言われたことは、年金ダイヤルの苦情が多かった。 「つながらない！」などは謝ることで許していただけるケースが多かったが、「年金ダイヤルに電話し、プライバシーの件もあるので本人確認をしたい。事務所に言って欲しい。といわれることについては納得がいくが、それは事務所の方に電話し確認して欲しい。と言われるのはおかしい」との苦情が多かった。「ねんきんダイヤルに電話してわからないから、別のとこにかけさせるというのは、おかしい、同じ社会保険だろ！電話代無駄だ！」という意見はもっともなことだと考えま	・期間を決めて勢いでやるのではなく、作業を急ぐことはもちろんだが、提出者に対し、「今ここまでは終わりました」などの通知を行うなどの作業をし、透明化を図るべき、進捗状況がわかれば、時間がかかっても仕方がない。慎重に調査しているんだと考えてくれると思う。 また作業を円滑に行えるプログラムなどを事前に配布し、全国一律の作業を行えれば良かったのではないかと考えます。 ・外務委託作業に知識があまりない人を配置するのは仕方がない。しかし折り返し電話などの対応を考えるべき、また専門的な知識を持つ方をもっと多く電話を受ける処に配置することでトラブルになる前に解決することができると考えます。人員や予算が足りない等は思慮されるが、民間で問題が起こった際には多くの予算を組んで解決にあたっている。これができない時に信用は落ちていくと思います。	一例も早く解決すべきことと考えているがそれ以上に慎重に作業を行わなければいけないことと考えています。記録が漏れていたお客様に対し、年金を払って支払ったでは申し訳ない。 また記録が発見されたことにより金額が下がるお客様の対応については一番の問題だと考えています。 一番問題だと考えていたのは基礎年金番号が制定された時です。	基礎年金番号(一人ひとつの年金番号である)のことを説明したうえで、家族、親戚、知人などにも聞き、職歴(会社名など)の確認等をお話させていただいた。 私の知人から「お前らが適当にやってないことはわかっているが、基礎年金番号統合の際に、もっと多くCMや新聞広告等をし、国民に周知を図るべきだったよ。年金もらう際に影響がありますよ等の危機感をもたせるようなことでもいいから。新しい番号です。と通知されれば古い手帳は捨てるだろ！」と言われました。
2757	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にない	記録検索システムの充実 記録の調査や整備を行う上でまずは検索ができなければ何もできない。 たとえば、国民年金の被保険者原票照会では年金番号がわからなければ調査ができない。 検索キーを氏名生年月日等厚生年金と同様に増やせば調査がスムーズに進む また、厚生年金では年金番号からの検索ができない。 年金番号からの検索ができれば収録漏れの記録の特定が容易になる。	本人からの年金請求があるまで記録を調査することがなく、匠き去りにされていたように思われる。 年金給付業務を行っていた頃	旧台帳未開示となっている記録があった場合年金の請求にかかわらず旧台帳の開示を行っていた。 統合されていない記録や旧台帳記録について整備を行い本人からの請求時に迅速に対応できる体制を組むべきであったと思われる。
2758	地方庁	社会保険事務所課長級以上		受給者を優先にすべきだが、それ以外はゆっくり時間掛け整理すればよい。別人の記録を統合したりして新たな問題がでないようにすることが重大な課題と思います。	基礎年金番号制度創設がこの問題の発端と思います。基礎年金番号制度は画期的なシステムで将来に向かって安定した年金制度を確保するための制度ですが、記録の管理、整理が軽視されたのではないかと思います。	基礎年金番号制度創設時の被保険者への記録統合案内が不十分であったため、記録統合が先送りとなり遅れてしまったことと、被保険者に基礎年金番号制度の十分な周知がされなかったことが年金記録に対する認識の低さに繋がったと思います。制度の大きな変革があったにもかかわらず中途半端な整理におわってしまった。いつかは記録整理されるだろうとの甘い考えがこのような結果を生んだと思います。
2759	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	これ以上は無いのではないかと思っています。	一定の整理期限が必要とは思いますが、通常業務を担当する組織とは別に、 記録整理機関を設け一つ一つ整理する。腰を落ち着かせて取り組む必要があるのではないか。 その際、多くのOBの方ものの問題に心痛めているようですので、ボランティアではなく、記録整備機関として一定の手当てを行いながら広く呼びかけて経験を生かした作業に従事してもらう。	年金記録問題が話題になるまでこれほどの記録不備等が存在していたことをの認識が無かった。	年金手帳(証書)があれば何とかなる、そんな手帳依存意識が強く、無い場合の記録確認手段を怠っていた。 オンライン上の記録対応とならざるを得ず、お客様には申し訳ないが(7)の機関を設け整理尽くすことが結果として信用となるのではないか。
2760	地方庁	その他(社会保険事務所)	ア)事業所記号について当事務所分だけでも香、旧記号から新記号に変わったあと、WMでは旧記号のまま(例えば'いろは')となっているため、手番が せっかく名寄せになっているのに、事業所記号をWMで見ると新記号の'いろは'の事業所名が表示されるため、窓口等でも'本人記憶なし'として別人 記録として終わってしまうケースがたまにある。事業所記号の突合作業が必要ではないかと思う。 イ)事業所検索システムにより自庁で記録検索を行うこととなったが、当県では 昭和23年10月以前に厚年を資格喪失しているものについては火災による 焼失のため、生年月日簿で払出を確認できれば職歴申立書にて記録を 復元しているが、他県の事務所で調査を行うときに該当記録なしとして処理されてしまうこともあるのではないか。また同じように他県のそういった取り扱いについても記録検索システムによる自庁調査開始の際に事務連絡等	ア)事業所記号について、その記号が過去にも使われていた記号でどの事業 所であったのかがWMでわかれば調査も深くできる。 イ)記録があるのに記録なしと回答しないよう、各県ごとの取扱注意事項を事務連絡してほしい。	・再裁定業務と特別便の回答に携わりましたが、これだけ手番の存在が多いことに驚き、またこれだけの人が年金の支給もれであったことを考えるととても恐ろしく思いました。WM化や基礎年金番号導入時にもっとしっかり名寄せ対策を徹底すべきであったのではないかと思いました。手番の数が報道されて初めてその膨大さを知りました。それまではどれだけ手番があるかなど全く知ることもありませんでした。年金請求時に手番を統合すればそれまでですが、過疎地域の方は事務所までの距離が遠く、郵送や市町村窓口での代理受付により請求手続きを行うものが多く、しっかりと窓口等で履歴を確認することもなく手続きを行ってしまい、記録問題に至っているケースも多々あると実感しました。 ・平成9年に入庁しましたが、旧台帳の存在すら記録問題発生まで全くしりませんでした。	名寄せ手番については本人に確認し、またその後の年金額の変更についても説明を行った。名寄せになった方はそれでよいが、手番を見つけても氏名の入力が文字をひと文字ひと文字音読みして入力したようなものがかなりあり、絶対に氏名検索では探し出せないものもかなりあった。やはりWM化の際の入力・その後の確認作業がずさんであったと言わざるを得ない。このWM化の際の記録の確認作業や名寄せ作業、旧台帳の存在にしてもとっくに完了していないといけないものがなぜ今日までこのような形で残されていたのか、若い職員には知らないことばかりで驚くことばかりでした。
2761	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	OBを含めてかなりの人員投入をして人海戦術で確実にひとつづつ解決していくしかないと思います。	手番の時代や基礎年金番号制度導入時のことを知らないため、健康保険、厚生年金の適用係在籍時になんでこんなに登録されていない番号が多いのだろうと思いながら統合していたが、年金の裁定請求時に全て統合すると思っていた。 問題として認識したのはニュースにでた時からです。	電話や相談時に疑手番がありそうな場合は聴取してひとつでも手番が減らせるようにした。 以前は健康保険係しかやったことが無い人とか年金係しかやったことが無い人とかが多くいた時代があったと聞いていますので、人事異動があっても同じ考えの人が来るだけなので新しく見直す機会が少なかったことも組織構造としての反省点と思います。
2762	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		被保険者の方々が老後の生活のために納めていたお金(記録)であり、その生活を大きく左右する問題であると考えています。 平成18年頃	できる限り早急にかつ正確に記録の整備を行なっていく必要があると思います。 職員一人ひとりの年金に対する認識不足もあったかもしれませんが、当時においては、手作業により業務を行なっていたことにより庁への進達等を含めその管理に問題があったと思います。
2763	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2764	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ございません。	○ねんきん特別便未回答者に対する重ねての確認依頼 ○ねんきん特別便未送達者の解消対策 ○政府広報等による記録確認の重ねてのお願い ○政治的判断による救済措置などによる最終決着	○制度発足時からの記録管理上の問題及び加入者・請求者の記憶上の問題から生じた、ある面予想された制度上の問題と認識 ○問題の大きさや影響の大小はともかくとして入庁から数年後	○加入者や請求される方に対して過去の職歴や氏名の変更履歴などを確実に思い出していただくようお願いしこれにもとづく記録検索 ○人間の記憶には限界があるということ

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2765	地方庁	その他(社会保険事務所)			私は平成8年4月採用でしたが、記録問題については、平成9年の基礎年金番号制度導入時に、基礎年金番号通知書の右についていた回答票を提出しないと、統合されない手番がでてしまうということを知りました。 当時は、確か、回答未提出者に回答勧奨はされていなかったと思います。年金裁定請求時に確認できるからということだったのでしょうか、制度導入時に記録統合の徹底ははかれていなかったと思います。	採用間もないことと、当時の担当課が総務課であり、現業に携わっていなかったため、特に対応はしていませんでした。 現時点でみた場合に、やはり基礎年金番号制度導入時に、今の年金とくべつ・定期便のように徹底して記録確認・統合を推進するべきだったと思います。
2766	地方庁	社会保険事務所長	特になし	職員数の増員。 業務委託、派遣職員、謝金・賃金職員では対応できない。 職員自らが解決に当たるべきであり、年金記録にかかる知識も共有しやすい。	昭和63年に年金給付課に配属され、年金給付の裁定業務に携わったとき、年金手帳番号を複数所有していたり、年金手帳を失くしている者も多くいた。 年金に対しての関心の希薄さが原因であると考えていた。 また、平成9年の基礎年金番号創設後も手番記録が多く存在しているのは承知していたが、本人からの届出が無い限り仕方がないものと思っていた。	お客様が窓口等で相談されに来たときは、氏名索引及び職歴を確認して、他の年金手帳番号がないかの調査と、コンピューター記録がない場合は期間調査依頼書を受理し、年金記録の確認と統合に努めた。 現時点の問題点としては、台帳・名簿等の記録管理が不十分であったこと、さらに、国民に対し年金記録への周知が不十分であったこと及び届出主義にまかせ、行政として国民サービスの視点に立っていなかったことが悪まれる。
2767	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	現在行われている、「紙台帳とコンピューター記録との突合せ」作業を早期に進めること。また、その後の本人等への記録の照会、確認方法を、できるだけ、受給者への負担がないようにする	従来から行われていた、「厚生年金被保険者期間照会」について、ご本人から照会があって初めて、記録が確認できたケースがあった時、問題があると認識した。(数年前)	厚生年金年金被保険者名簿(紙ベース)及び、払い出し簿の保存について、注意を払った。特に反省する点はありません。
2768	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	年金記録問題はすべて社会保険庁の管理責任があるかのごとく一切の責めを受けているが、正しい実態とはいえない。 年金制度自体が、適用から給付に至るまで数十年を要するため、申請主義の現状における被保険者及び事業所等の適正な届出が出発点といえる。 この時点での「被保険者の氏名、生年月日、住所、」誤り、報酬の過小申告、あるいは故意に届出申請漏れ等もかなり散見される。 当庁の年金制度及び年金行政における、広報、指導体制はこの申請主義の方式を根本的に改善する方向で進めることがもとめられる。	公的年金制度における申請主義は今後とも避けられないが、例えば、①被保険者の場合、個人のライフスタイル節目の時点で自身の年金加入(納付)記録を必ず確認・提示を義務化すること。(大学入学、成人式、就職時、運転免許取得、パスポート取得、居住地変更、婚姻届、税金の確定申告、その他公的機関へ提出時の添付)。 ②事業所の場合、現行の届出申請(取得、報酬、喪失)以外に公的機関へ届出(入社申請、確定申告、入社・求人)する際の添付書として、「年金(納付)加入証明書」を義務化する。		
2769	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	ひとつの方策として、スキルのある者の分限免職処分は回避すべき[redacted]	基礎年金番号が導入されたとき、205処理等が、わかっていてもいずれは年金裁定時にも処理可能であるといった風潮が蔓延しており、問題先送りしていただけと思っていた。いずれ団塊世代が年金請求するときには、一気に噴出することは、当時一係員であった自分にも想像は安易であったと思う。	当時、堀江事務所の適用課にいたので、管内の大規模事業所には協力してもらって、205等の記録整備は一定の成果を得たと思うが、普通に考えて、昭和の時代に庁から来ていた『リスト(そう呼んでいた)』の仕事がどっさりくるものと予想し、当時の課長と相談し、おそらく当時の保険課にも尋ねたと思うが、何もこなかったと思う。この頃から、少しずつでも対応していれば、現在のような状況にはならなかったと思う。
2770	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げておりません	特に思いつきません	テレビ等で報道されるようになってから認識するようになりました。(過去の記録を調査するような係りに在籍したことがなかったので)。 存在するはずの記録が確認できない状態にたっていることは、ありえないことだし、私自身も歯がゆい思いです。	記録の調査においての対応は、丁寧にお客様の話を聞き取り、少しでも調査のヒントが多くなるようにしていました。
2771	地方庁	社会保険事務所課長級以上	該当なし	該当なし。	年金問題の根本的解決なしには社会保険として新たな仕事にとりくむことはできないと思った。問題が表面化するまで知らなかった。	年金問題の取り組みが、岐阜北社会保険事務所(私、自身も一員として)として、一丸となって取り組むことができた。 全国的に見て、年金問題に取り組む温度差があったように思う。
2772	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません。	この間の「今後の道筋」に沿って取り組むことが、最善と思います。	裁定請求時に見つければ良い(「裁定時主義」)と先広たちから聞いていました。 平成4年ごろの年金給付課に在籍していたころと思います。	ある程度は本人の申し立てで確認できていましたが、中には見つけきれなかった案件もあったと思います。 平成9年の基礎年金番号制度が導入された時点で、複数の手帳番号をお持ちの方々を徹底的に調査すべきであったと思います。(当時は予算的に無理だったとは思いますが・・・) 「検証委員会」報告にあるように、社保職員の「使命感」「責任感」が薄かったと思い反省していま
2773	地方庁	その他(社会保険事務所)		本庁を含め、所属部署のしばりを超えて全員体制で弾力的に取り組むことが必要かと思います。また、当時の状況に精通しているOB職員の積極的な活用が有効ではないでしょうか。 年金業務の経験のない職員にもわかりやすい制度の仕組みや変遷、説明の仕方等をマニュアル化して研修・配布し、みんなが一定の水準の対応をできるよう職員のスキルアップを図ることも必要かと思います。	マスコミ等で報道されてから知りました。 公共の制度としての社会保障制度への信頼の根源を揺るがす大きな問題だと認識しました。長年の負の遺産の整理が早急に求められ、国民の皆様の財産である年金を正しくお支払いすることの大切さを改めて実感しました。	お客様の不安を取り除けるよう誠実に、わかりやすい説明を心がけています。 また、わからない点については必ず上司や年金担当者に確認したうえで回答しています。 年金制度のおおもとである「お預かりした年金記録を正しく管理し、それに基づき、正確な年金額をお支払いする」という意識が、当時の一部の職員に甘かったことがこのような問題を招いたのではないでしょうか。 また、制度不信がますますの未納者や年金不安を招いていると思います。
2774	地方庁	その他(社会保険事務所)		(1)対応人員を確保 現状の対応職員数では短期解決を目指すのであれば厳しい状況。 (2)確認ツール 事業所検索ツールがあるが、データが重いのか分からないが、ツールが立ち上がるまで時間がかったり、起動中に動作しなくなったりと不具合点が多く せっかくの検索ツールを有効に活用できていない状況。 ※1件にかかる確認時間が多すぎてしまう。		
2775	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録問題が起きた原因について、社会保険庁の広報の仕方が足りなかった事や、世間一般の年金に対する無知により一人に何個もの年金手帳番号が払い出されてしまったこと、年金制度の複雑さ、昔は機械化になっていなかった事で、一人に払いだされている番号の把握がしにくかったこと、職員の確認不足。機械化になった時の入力方法の不備、等の色んな負が重なってなってしまったことと思いますので、これからは、年金制度の複雑さを少なくしていく事と年金を皆様に知っていただくように広報を増やしていく事、窓口での年金番号の払い出し時の確認の強化が必要と思われます。	問題が公になった当時は育児休暇中でしたので、一番はじめに知ったのはテレビ報道だったと思います。	年金記録問題が起こってしまった事に対して、記録をできるだけ早く本来の姿にしていかなければいけない、という思いでやってきましたが、そのうえで、年金制度に対して色々な知識を必要とするので、自分の勉強不足を思い知らされることが多く反省しています。 また、特別便等の説明のわかりにくさや記入のしにくさ(一般の人にわかりやすい言葉での説明の不足)。また、面白おかしく取り上げる報道でさらに混乱を招いていたと、窓口でお客様の話をお聞きしていて思いました。
2776	地方庁	その他(社会保険事務所)	任期付職員として採用となってまだ浅いので、あまりわかりませんが、定期便にの表示に関して、ひと月でも記録の期間がダブっていると年金の見込み額が計算されなくて×××表示される。窓口でなんで払っているのに表示されないの？？と聞かれた。	保険期間が重複していたので機械上、計算できなかったと」思われますが、見込み額が×××と表示された場合の原因の可能性に追加表示する。	採用されて勤務している限りでは、何でこの年金記録問題が生じたのがわからない。各課の職員たちがみんな一生懸命やっている。各処理に決済等多少時間はかかるが、記録が消える事はありえないと思う。 事務センター等での書類が到着順に処理されていない、との情報があります。	事務センターも忙しいので大変だとは思うがアシスタント等の指示を徹底するべきだと思う。また指示だけでなくそれがきちんと行われているかチェックするべきだと思う。
2777	地方庁	その他(社会保険事務所)			過去の記録の管理が、あまりにもずさんであると思っていました。 平成3年頃から。	いまある状況で対応していくしかありませんでしたが、記録の管理などの 整備が遅れたことが、一番の反省点だと考えます。
2778	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	すべての被保険者名簿が番号、氏名、生年月日、事業所名等から検索できるようにならなければ、本人からの申し出がないかぎり、手帳番号に収録されていない記録が残ったままになる。	番号を個人管理し、年金請求時に本人が手帳番号を提示し、かつ、加入期間を申立、それを確認して支給するという、いわゆる本人まかせの形であったこと自体に無理がある。 コンピューターがなかった時代からのものなので、仕方ないとも思うが、一般の方は	旧台帳記録やカセットオープンなどがかかわる記録は、補正をしてから本人照会すべきだったと思う。本人、現場の混乱につながったと思う。
2779	本庁	その他(社会保険事務所)			平成7年から平成9年国民年金業務課に在籍し、はじめて年金実務に携わるようになったときに、制度のわかりづらさ、世間の認知度の低さを実感しました。適用がもれていることについても、届け出主義だから本人の責任、3号制度も手続きしていないのが悪い、かといって、広報も不十分。世間の人がこんなこと知らないのになあと違和感を感じていました。このようなやりかたで、よく大きな批判が出ないなあと感じていました。その後、平成15年頃厚生年金の期間照会・記録補正の担当になり、記録のもれ、入力ミスの存在を知り、正直びっくりしました。世間にばれたら大変なことになるのではと不安を感じ、被保険者の方への説明に苦慮していました。入力のミスの訂正も自分の判断で訂正することもあり、あとで問題になるのではと不安に感じながら仕事をしていました。	当初は組織に対して、これでいいのか、どうして大きな問題にならないのかなど正義感を感じておりましたが、だんだん組織に慣れてくるにつれ、こうなってるんだからしかたない、自分だけでは変えられないという考えが大きくなってきました。記録問題を大きくとらえるというよりも、目の前にある書類をどう処理するか、どう説明して納得してもらうかということで精一杯でした。 世間に騒がれる前に組織として先に取り組むべきでした。しかし、職員の意識は面倒くさいことから逃げる、わざわざ大きな問題にはしないという気持ちが大きかったと思います。職員の大半の人はこれでいいのかと思っていたと思いますが、庁からの指示もなく、組織として問題になっていなければこれでいいのだという意識になってしまっていたと思います。
2780	地方庁	その他(社会保険事務所)		今のように場当たり的な対応ではなく、もっと腰をすえて取り組む。	単なる手番の統合漏れと思っていた。 WMに収録されていない記録がこんなに大量にあるとは騒ぎになるまで知らなかった。	年配の職員に積極的に質問をすることにより、今の感覚で取り組んでしまわないよう心がけた。 紙台帳であった頃や、WMへの移行期間の頃の実情について、後の世代には伝わっていない。 制度の変遷とともに社会保険の事務処理方法の変遷も学ぶようにできれば。
2781	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	早期にオンライン化されていない紙台帳の全件を電子データにし、さらに、紙あるいはマイクロフィルムの記録とオンライン記録の突合も行い、基礎年金番号の年金記録と照合する作業を進め、積極的に国民たるお客様に対し、現在もらっている年金記録に反映されていない記録があればお知らせする必要があると思っています。	社会保険庁への信頼が地に堕ちた状況で、国民の年金記録に漏れがあるということは、重大な問題であり、早急に適切な記録に回復すべきと考えました。ただし、マスコミの報道が過熱しすぎたのと、社会保険庁が問題の本質をうまく表現できなかったこともあり、特にオンライン化後(概ね昭和62年以降の記録)については、ほとんどコンピュータ管理されていて、社会保険庁の瑕疵により、記録が漏れることは非常に少ないことが、国民には伝わっていなかったこと、および、基礎年金番号導入前の平成9年より前は、国民年金、厚生年金、船員保険がそれぞれの番号で管理されていたため、単に別管理となっていた記録が、あたかも「漏れ」であるように国民の方にとらえられてしまい(早期に統合作業を進めなかった面は否めないが)、基本的にこの問題にあまり関係のない、若い世代にまで波及したため、事務所に来客や電話が殺到し、また、残念ながら、問題に乗じて、保険料を支払っていないのに支払ったと主張する方が多数発生してしまったようで、本当に確認が必要な方に時間や人手をかけられなかったことは残念でした。 なお、年金記録問題の存在を知ったのは、平成18年の秋頃と記憶しております。	問題発生時には社会保険事務所への来客や電話が殺到してしまい、お客様は怒り心頭で、対応に苦慮することもしばしばでしたが、窓口や電話等で丁寧な対応をとることで、理解してくださるお客様や安心して帰られるお客様も多数いたため、とにかく1件1件、着実に解決していくしかないと思っていました。 しかし、年金特別便の処理において、調査が必要なものについて、半年以上も業務センターに置いてあった書類が、欠員だらけ(残念ながら、優秀な方や若い方ほど、種々の非難や厳倒に耐え切れず、早期に見切りをつけて職場を去っていきました)の社会保険事務所に大量に送りつけられ、早く処理しろという状況だったため、日々のルーチン業務すら時間内には終わらない人員体制の中で、現場職員の負担は相当なものでした(内閣、本省、本庁、業務センターの大変さも理解できますが)。国が責任を持って問題の解決に取り組み、職員も全力をあげて協力するのは当たり前の事ですが、現場職員の負担が過度になりすぎると、さらなる人材流出により、処理が遅れるということもありえますので、せめて今後は、常識を逸脱した過重労働を強いることのないよう、計画的かつスムーズで効果的な処理体制の構築を切にお願いいたします。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2782	地方庁	その他(社会保険事務所)		調査の申し出の件数は、特別便の発送を始めたときに比べれば、少なくなっていると思われるので、まずは受け付けたものの回答、第三者委員会の決定、年金の再裁定などのスピードを速くすることが必要であると考えます。結局人数が必要ということになるのかもしれませんが、調査には経験が必要ですので、研修などをしっかり行うことが重要であると思います。また、調査のスピードを上げるために、カセット保存記録になっている記録をオープンしていただくことが必要であると考えます。 また、調査の申し出件数を減らすために育児休業中は免除になっているが受給に反映すること、賞与の保険料徴収が始まった時期、保険料の端数処理の方法など、一般的な制度の説明	自分はこの職場に入ってまだ長くはないですし、最初の配属が庶務であったので、記録の状況についてはあまり認識していなかったと思いますし、問題について知ったのも、一般の方とそう変わりないと思います。	日々の業務もありつつ、経験もない中で自分のできる範囲で相談の受付や制度の簡単な説明、記録の打ち出しなどの対応をしました。 反省点については、記録の未統合や調査について積極的に対応してこなかったことなどがあげられると思います。未統合については特別便・定期便である程度対応できていると思いますが、しばらくしたら未回答者へのフォローが必要となると思います。報酬の相違などは事業所調査をより増やしていくなどの対応が必要であると思いますが、限界がありますので、関係機関との連絡を密にするとともに、被保険者等の申し出に積極的に対応することが重要になってくると考えます。
2783	地方庁	その他(社会保険事務局)	国民年金第3号期間について ①配偶者(2号被保険者)が喪失しても第3号期間は継続するため、勧奨状が送付されていてもなんら手続きしなかった場合は、その期間について第3号被保険者期間として記録上残り年金裁定されてしまう危険性がある。 ②2号被保険者の同日得喪(厚年→厚年)の場合には第3号にかかる手続きは要しないことになっているため、たとえ健康保険の被扶養者に認められなかったとしても1号への種別変更の手続きをしなければ第3号期間はそのままになる。 ③収入オーバー(失業給付受給やパート社員になる場合など)や離婚などの理由で健康保険の被扶養者から削除される場合は確実に第3号被保険者でなくなるが勧奨状が送付されるのみであるためそのまま第3号期間として残る。	①及び②については配偶者(2号被保険者)の喪失があった場合は無条件で第3号被保険者も喪失させることとし、2号被保険者の同日得喪の場合でも第3号にかかる届出は必要とする法律改正を行えば未加入期間の通知等も正確に行えると思われる。 ③については健康保険の被扶養者異動届は3枚複写になっているため、届出人欄に3号被保険者の署名がある場合のみ扶養削除と同時に3号資格を喪失させるようにする。(法律改正必要)	未統合の手書記録が多数あることは知っていたが裁定請求の時に整理されていると思っていた。4.5年前に全体像を知った。	記録問題の原因は被保険者に情報提供なく社会保険事務所のみで紙台帳を管理していたこと、紙台帳の管理からWMへの移動で全てが問題無くいくとしていたことだと考えます。現時点でできることは記録の整理を進めることと、今後に向けては定期的に記録を確認してもらい将来になって過去の記録について疑義を生じさせないこと。(被保険者に記録の確認責任を少し負担させることも国民のため)
2784	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られているのかも知れませんが・・・ 受給者の方が厚生年金記録が判明しても、現在受けている年金額よりも下がってしまったり、返納金が発生してしまうことがある。	現在受けている年金額が下がらないようにするのがいいとは思うのですが、具体的な方策は分かりません。	年金加入(受給)期間や本来受け取るべき年金額に反映されていないため、早急に被保険者や受給者へ確認し、判明させなければいけない問題であると認識しています。 平成18年頃	特別便や定期便での調査・判明した記録の統合処理をすすんで対応しています。 受給者に対しては、統合をするにあたり、年金再裁定申出書を送付してまいすが、申出書の返送がない場合は記録の統合や訂正ができないので、返送されるまで保留にしているケースがあり、早急な処理ができていないものもある。
2785	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	被保険者の方への通知や広報等で加入記録の再確認を促す。 旧の記録について、事業所名などがすぐにわからない記録が多いため調査に時間がかかりすぎていると思う。 窓口来所時にすぐに確認ができれば、その場で解決する事例も多いと思う。 再裁定事務について東京一極でしかできないことが時間がかかりすぎている原因ではないかと考える。 例えば、ブロック単位等で再裁定事務を行えるような体制をとれないかと思う。	国民年金記録について収めたはずなのに未納になっているとの問題がでてきた頃から年金記録問題を意識するようになりました。 社会的に大問題であり、それまでの事務の行い方に多くの問題があったと認識した。	年金の再裁定事務を遅滞なく行っていくように努めた。 これまで自分の加入記録を確認するために社会保険事務所に足を運ばなければ確認できなかったことが大きな原因のひとつであると思う。 もっと簡単にいつでも自分の加入記録が確認できる体制(例えば銀行のATMのようなものがあれば)を整えていれば、これほど大きな問題にはならななかったと考える。
2786	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	来年1月から新しい組織で新しい人材の確保もされておりますが、現職員と新しく民間から採用される方の間に問題への温度差があっては解決への時間がかかるばかりだと思います。まずは全職員で意思統一を改めて図り、双方の良い面をお互いに引き出していくことが早期解決に繋がると考えます。	年金は、資格取得時から年金受給時までの長期間に渡り様々な手続きが必要であり、そのひとつひとつが将来に渡って影響を及ぼす重要な手続きとなりますが、残念ながら組織としてその意識に欠けていたという問題があると思います。 漠然とその問題については認識していましたが、改めて認識したのは年金給付課において記録の確認や受給金額の試算を行ったときでした。	問題に対する対応として、全般的な知識の習得に努めました。また、年金記録問題ではマイクロの確認方法や記録訂正処理について、在籍していた業務課では絶対的に必要な知識でしたので、多くの処理を通じて知識を習得しました。さらに、直接担当していない課員にもそれを引き継いでいくことに努めました。 問題に対しての反省点としては、採用時に長期間のしっかりとした研修等を行うなど基本的な知識を全員が身に着ける機会が少なかったため(もちろん自助努力は必要ですが)、自分が担当する仕事以外は何も分からない、WMに入力できれば完了という程度の認識しかなかったことであると思います。
2787	地方庁	その他(社会保険事務所)	1・資格取得届、資格喪失届について、事業主に届出義務があるため、その記載内容について、事業主側の意向しか反映されない。 たとえば、月末まで勤務した場合、喪失日は翌月1日になるはずが、誤って末日喪失の届出が提出されるても、本人が気づかない場合が多い。何年か経ってから気がつくケースが多い。 2・年金記録を管理する窓口装置が旧時代のシステムであり、非効率的である。全国民の大量なデータを処理・管理するには処理能力が低い。	1・資格取得・喪失届に本人の確認欄(印)があるので、両者合意の届出となり、改ざんの危険性も減る。 また、喪失届用紙に「喪失日」「退職日」の両方を記載する。 2・個人の記号番号から過去記録(マイクロや台帳を含む)を即座に照射できるようにする。また、記録補正についても、管轄事務所に依頼する事なく、全国どのシステムにおいても即座に入力処理できるよう、システム整備を進める。	年金制度発足時の社会風潮は、国民の年金に関する意識はさほど高くなく、国におまかせの感覚であった。 そのため、申請主義による過去記録の放置が行われた。	民間のサービス推進の感覚を持ち込むべきと考えた。 大量のデータを効率的に処理していくシステムの改善が最優先すべき課題。 また、誤りの発生しにくい届書様式の整備。
2788	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金記録のシステムを修正するよりも新たに完璧なデータベースを専門部署が数年かけて構築し、現在のデータと突合し記録を正しくする。 一律に記録損害として現存する全被保険者へ一時金の給付を行い損害を清算する。バラ巻きとされるかもしれませんが余計な発送作成費用や損害賠償請求を受けるより、給付として支払うことで解消されると思います。(本当は定額給付金と合わせ実施して欲しかった)	年金記録に問題が発生しているとは思わなかった。以前は給付に反映させる際に整備するという考え方であったため、記録整備に対する考え方の相違があったことから報道機関でも誤解によるものと考えていた。知った時期は、年金記録特別便の窓口相談を受けるようになり全国的に各地で保管をしている年金記録を調査するようになった頃です。	年金記録問題においては、全ての方が対象ではないが、誰が被害に合っているかわからないことから、全ての方に懇切丁寧に対応するようしました。 年金記録管理については、結局、制度発足時の管理方法からすると必ず生じるものであったと思います。その管理方法を改善するべく基礎年金番号制度を導入し住所記録も管理するよう始めたが、導入以時に保管している紙ベースの情報を電算化する際、電算化データを元本と整理せず些細な情報も含めて全ての記録を整理した状態で保存すべきであったと思います。さらには、60年以上経過する前に公にして整理するべきであったとも思います。保有している記録の電算化もパンチ要員ではなく専門の担当部署にて短期間ではなく60年分であれば10年近くかけて全て登録することが必要であったのではないかと思います。ただし、現在そのように考えられているとしても当時は予算との兼ね合いもあり省庁間の事情により完璧を求めることが出来なかったことも問題であったと思います。また、以前の申出による給付に反映させることができればよいとしていた考え方にも問題があったのではないかと思います。昭和30～40年に記録管理の注意喚起を促す通知を数回行っているときにあきらめずに続け徹底するべきであったと思います。紛失した被保険者の側に責を負わせるのであれば被保険者証書として年金給付の請求時に被保険者証書の提出を義務付ける内容を施行規則ではなく条文として設ける必要もあったと思います。被保険者証書を提示しないと受けられないと早期に広報し注意喚起をするべきであったことも考えられます。年金とくべつ便については、事業を至急行わなければならなかったとしても受付体制が十分でない状況で期限を設けて実施するべきではなかったと思います。被保険者の申出に回答の対応をすることが出来ない状況を生み出しており、混乱が生じお客様に多大なご迷惑をおかけする結果であったと思います。発送主体ではなく受付・対応を主体に実施するべきであったと思います。地方自治体ともっと連携し世帯ごとに発出し回答を受ける方が何回もお客様に足を運ばさせず実施できたのではないかと思います。受給者優先という部分は、結局のところ亡くなったとしても遺族が追求することからあまりメリットではなかったと思います。優先発送ではなく優先受付や優先相談を実施する方向がよかったのではないかと思います。実施
2789	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	自治会及び市町村の協力を頂き電話対応並びに戸別訪問の強化が必要だと思います。	国民が納得できるように年金問題を解決すべきであり、今後も最優先課題として対応すべきであると思います。 基礎年金への統合された時期からはほとんど年金記録問題は整備されたと思っていました。マスコミから報道あったときから問題が存在すると思いました。	電話対応、窓口対応、戸別訪問等の強化 ○年金番号付番時の審査強化 ○重複調査の強化
2790	地方庁	その他(社会保険事務所)			国民年金の納付展開誤りによる年金定期便の本人への通知定期便開始時	国民年金記録とマイクロフィルムを突合し、正しい記録に訂正する。現時点では、他の職員についても同様に対応していると思われるが、過去にマイクロフィルムを確認せずに納付展開をしていた者がいたため、このような問題が起きたと思われる。
2791	地方庁	社会保険事務所課長級以上	オンライン化されていない名簿記録がある事。	すべての記録のオンライン化を早急にすべきである。	これほど根深い問題とは思っていなかったが、記録問題に携わり大きさが見えてきた。認識したのはH19年9月以降。	現場での対応は不可能である。業務センターのカセット記録の整備が最優先に行なわれないと問題は解決できない。
2792	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金の漏れは国民各個人が厚生年金番号手帳。国民年金手帳を 転職時などに新規付番を続けたためである要因が多々あります。 またお客様の中には「名前を偽って就職していた。」「年齢をごまかしていた。」 等おっしゃられる方もいます。このような状況では、記録の全統合は難しいと思います。	自身の年金に関心を持ってもっていただけるような広報をする。 お客様の足が社会保険事務所に向かないと年金統合作業は捗らないと思います。	職務に従事していて気がつきました。 統合できない理由を明らかにするべきと考えていました。	窓口業務に従事しています。 お客様とお話させていただく折につき、なぜ記録が漏れるのかを 質問されたら、真摯に回答するようにしています。 反省点はもっと早期に着手する事ができたのではないかと思います。
2793	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		平成9年に基礎年金番号ができたときに、かなりの方が別の手帳番号(手番)をお持ちで、回答していただくようになっていましたが、されていない状況でした。	手帳を持って相談にこられた方には、基礎年金番号に手番統合をしていました。年金の番号を二重に払いださないようにする。お客様にも年金の番号の大切さを知っていただくことだと思いま
2794	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2795	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		不正免除等、新聞・テレビでの報道を見るまでは知らなかった。 年金請求の際に、旧姓等で他に記録(手番)がないか等確認をしていたので、ここまでの手番件数があるとは思っていなかった。	現在、国民年金課に所属しているので、紙台帳で確認できる範囲での住所登録等の補正をおこなっている。 年金制度によって番号が違っていたこと、オンライン化時のデータ移行時等に原因があったのではないかと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2796	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	現段階としては、現在行っているねんきん特別便、ねんきん定期便により本人に確認を促し地道に統合作業を行っていく他ないと思う。 その結果、最終的に手がかりがない番号については本人からの申し出を待つより他にないと思う。 国民年金保険料を本人が納めたにもかかわらず未納となっている件については、税金や国民健康保険料など別のものを納めたのを勘違いしている場合や、時効にかからない分について全部納めたのを、今まで未納だった分全部を納めたと思い込んでいる場合など実際には納めていないにもかかわらず納めたと思い込んでいる場合も多々あるので、本人の申し出のみを元に一律にすべて納付扱いにするのは非常に危険である。最低限、いつ、どこで納めたかを確認し、それがその当時可能な納付方法であり、矛盾がないことは必要条件とすべきである。 紙台帳の全件調査の話もあるが、紙台帳そのものに誤りや記載漏れがあって、その後本人の領収書を元に訂正しているケースもあるため、紙台帳が絶対正しいとは言えず、また多くの人員、予算を割かなければならないためあまり効率的ではないと思う。 費用対効果を考えた場合、調査にあまりも多額の予算をつぎ込み、結果的に財政が苦しくなってしまい、後々の年金額が少なくなってしまったり、税負担が増えてしまっては意味が無いので、どこかの時点で調査終了の宣言をして、後は本人からの申し出があった分のみの対応とする必要があると思う。	手番が多数残っていることについては、マスコミ等で問題視されるまでは最終的 に裁定課求のときに本人に確認するので、そのときまでに番号が統合できれば問題ないとの認識でいた。 ただ、社会保険事務所の国民年金課に配属されたとき(平成11年4月～) に、本人の持っている領収書とWM上の納付記録が合わず、本人の持っている領収書を元に納付記録を訂正したことが何度もあったので、その頃から保険料を納めたのに未納扱いになっている人がいることは認識していた。	未統合の番号が多数残っていることについては、それまでであれば、番号が二つある、という相談を受けた場合に、何かのついでの時に年金手帳を社会保険事務所に持ってきてください、という説明をしていたのが、早い段階での番号の統合を勧めるようすることにした。また、こちらは以前からだが、領収書に関しては年金をもらい始めるまでは捨てたりせず、大切に保管しておいてもらうよう説明している。 反省点としては、自分自身の反省点ではないのだが、基礎年金番号通知書 を送ったときの返信はがきに、基礎年金番号になった番号以外に年金番号を持っていないか、という質問だけでなく、他に番号を持っているのであればその番号を記入してもらうようにしていれば、もっと早く番号の統合が進んでいたと思う。
2797	本庁	その他(本庁)	共済組合記録に関する記録不備が多いが、記録整備に多大な時間がかかっている。	記録整備を進める上で、次項が障害となっているので早急に解決が必要と思います。 1.農林共済への加入期間確認照会と加入期間の移管もれに対する移管依頼ができない状態になっている。これは、社会保険庁と農林共済との協議が費用等の件で進んでいないためと聞いています。 2.業務渉外課に、旧三共済等の原票移管を依頼した場合に、6ヶ月たっても回答が得られない。	年金記録は、紙記録をコンピュータに入力するときに十分チェックがなされなかったために記録不備が多く発生したと思います。 たとえば、移管記録の資格取得日が未収録の記録があることや脱退一時金記録の月数が資格記録と不一致なものがあることが一例です。	記録整備の1つ1つに丁寧に対応して正しい記録に訂正していくことが重要と考えて日々の仕事に取り組んでいます。
2798	地方庁	社会保険事務所課長級以上	該当事項ありません。		年金給付業務を担当しているときに、未統合、記録整備の必要な被保険者記録の存在を認識しました。	現場の意見をあげましたが、もう少し早い段階でシステム及びプログラムの変更等を社会保険庁が対応できていればよかったと思います。
2799	地方庁	その他(社会保険事務所)	法律改正前の、厚生年金・共済組合加入者の配偶者、学生、海外居住者の任意加入。 家族が加入手続きをしていたと、主張されるが、年金番号払い出し簿や、年金記号を調べると、該当しないケースが多すぎる。	もう少し年金の法律の変遷を広報してほしい。 また、我々もその変遷に精通して、国民の皆様にお伝えしたい。	平成2年に入所して、すぐに、名前の入ってない厚生年金記録がWMにあると知った。受給の時に整理するものだと説明され、若い自分がそれで納得してしまったこと。 何故、そんな半端なことが許されていたのか、当時の技術では無理ではなかったのに、問題提起できなかった。(そんな知恵も権力もなかったが) また、国民年金の地方移管がなくなった法改正のとき、各市区町村にある台帳の行方が気がかりだった。 そして某の定、問題は起こり、仕事に対してひたすら精動し、努力したが、自分は体を壊した。なんとか復帰は果たしたので、皆と再び努力したい。	厚生年金法、国民年金法、共済、それぞれ成り立ちが違い、整合させるのは難しい問題であることを、公務員はよく認識すること。 国民のお話の内容、また、自分の持つ知識や情報から、年金記録を整合させようと努力してきた。 これからも、そうありたい。 どうして、コンピューター導入時に記録の整備がなされていなっかったのか、それだけが自分には不明だし、悔やまれる。 当時に在籍していた人からの話だと、予算も人員も録に配分されなかったと聞くが、事実ならば、それは庁と政府の反省点です。
2800	地方庁	その他(社会保険事務所)		国民の皆様への不信感は拭えないものでありますが、今後は、少しでも、皆様の不信感を拭えるよう、今まで以上に迅速、適確な業務遂行をしなければならないと考えます。	年金問題の存在があげられるようになり、認識しました。	この問題により、皆様の不安、不信感が募り、多くの方にお電話や来所いただくこととなってしまいました。自分ができる限りの対応をさせていただき、皆様の不信感を拭えるようしました。今後については、目の前の問題はその時点で解決していくことが必要だと思います。
2801	地方庁	その他(社会保険事務所)	上記以外に知りません。	一つ一つ確実に取り組んでいく。	フリガナ誤りや、旧姓のままになっているため。また基礎年金番号になった平成9年の回答をされていないためなど。 年金記録問題としては、2年ぐらい前に知りました。	記録確認時などいろんな読み方で検索し、一つ一つ確認する。
2802	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	迅速に、正確に回答、通知をするためには、人員増の確保が必要。	今回の年金記録問題は、保険者の記録管理方法、体制、責任が不十分であったことに尽きると認識しています。社会問題化してきた頃にそのような問題が存在することを知りました。	迅速、丁寧、正確に、相手の訴えたいことを理解し、回答を行う。不安と不信が社会化し一時に集中したため、それに十分に対応できるスペース、体制とその知識、経験者を持った人員が不足し、窓口の外と中の温度差が非常に大きかった。
2803	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録の具体的な問題は報道により知りましたので、報道以外のことは分かりません。	厚生年金記録についてのみですが、何十年も前の職歴であり、個人の記憶 の問題がかなりの障害になると思います。 戦時中の古い紙台帳は判読不能が多くあります。さらに戦後の適用事業所の基準つまり業種や人数による任意加入か強制か等の変遷が複雑です。 加入者の基準についても適用除外申請が認められたり、非常勤勤務者であったり、勤務と加入が結びつかない事例も多くあると思います。 当時、加入者であったとしても、実際の勤務地と加入している社会保険事務所が違ったり、記憶している店の名前と法人名の違い等からの調査不能もあると思います。まして亡くなられた方も含むと解決は有り得ないと思います。 現場に働く者としては、記録の回復を思う方々のために、職員は出来ることを継続努力していくだけだと思います。	正直、年金記録問題が報道されるまでわかりませんでした。 昭和50年代のオンライン化により、ほぼ完成されたと認識していました。	この問題が起きてから現場の混乱は酷い状況が続きました。 今の現場の職員はこの問題の責任を十分感じています。その思いを持ち来訪者の記録の漏れの回復にむけ全力で対応しています。 昭和17年に発足した後、紙台帳方式やオンライン化の状況など年金記録の管理状況を逐一国民に公表するべきだったと思います。
2804	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	再裁定、調査は人を増やして、早急に処理を行っていく。	年金記録問題と一般的に言われる前から疑問に感じたことがあった。 平成2年頃。	記録を探す時に力セットになっている記録が多いため、すべてのカセットを開くことができないか上司に相談した。 国全体が年金に対する意識が低かったような気がするが、それは年金制度のアピールがあまりされていなかったからと思える。
2805	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし。	政府の方針に基づき、組織全体で全力で取り組む必要があります。政府方針どおりスピードを上げなければなりません。そこで発生しているのが人員の問題です。特にできる限りかつて経験したことのある職員の確保が大変な状況にあります。かつての社会保険庁が3分割とな残された職員は極めて少なく厳しい状況ですが、残った職員を中心に、賃金職員、アルバイトを最大限活用し実施していくしかないと考えています。いずれにせよマンパワーの確保が必要であり、そのため人のシフトも含め、事業の優先度も考え対応しなければならないと思います。	これまでの当時の歴史的な状況により、年金記録管理を行ってきたことにより発生した問題である。コンピューター社会でないとできない現状のような記録管理をすべての時代に求めているが、当時はあくまで被保険者証や年金手帳が記録管理の役割を果たしたものであり、これが根底から否定されていることについては残念である。また、人的作業に頼らざるを得ずミスが発生していることや事業所から正確な届出がなされていないことが見過ごされたことなども年金記録問題の要因になったと思われる。年金制度の広報や被保険者証や年金手帳の保管の重要性などの広報が必要だったと思います。 とはいえ、国民の皆様の加入記録を特定できないなど、問題があることは事実であり、そのためにも一刻も早く解決し、国民の皆様に安心と信頼をいただかなければならないと思っています。	積極的に記録問題の解決に向け多くの部分で関わり、全力で当たってきました。それが、国民の皆様に少しでも安心とご理解をいただけることと認識しております。そのため、今後も全力で取り組んでいきたいと考えています。 問題としては、今思えばもっと早く記録管理の重要性に気づき対応することが必要であったと思います。昔の期間について管理の重要性が軽視されてきたことも事実ではないかと思います。 例えば、旧台帳のオンライン記録登載の要望が実現しなかったことや事業であり、諸先輩から問題提起しても、当時の社会保険庁では予算面で対応が困難というお話しも聞いていましたので、そのままにしていました。 現時点で考えるに、マイクロ化やオンラインシステムの改修時に本庁・地方庁・市町村が保有している記録を全て収録し、不備記録等の整理を行うべきだったと思われますし、基礎年金番号導入時に徹底的に対応(事後フォロー)を図るべきだったと思います。
2806	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	①現在進めている本庁、地方庁、市町村が保有する全てのデータを突合せし、記録を確かなものとしてきちんと整備した上で、記録統合に向けた作業が必要です。現在の方法では、同一人に何度も記録漏れの通知等が発出される可能性があります。また、現在の対応方法では、記録統合に向けた細部に亘る取扱要領等が示されていないため、各県で取扱いが異なることが予想されます。(例えば事業所名の索引でもどこまでやるのか。本社や支店等がある場合どこまで対応するのか等。)特別便等の対応に係る標準的な記録検索要領等を作成すべきではないでしょうか。②特別便対応で本人の申し出があり記録が判明したが、年金額が減額になるという理由で本人記録ではないと主張された場合、記録統合ができない取扱いとなっています。本人記録として相違ないと考えられますが、現在の方法ではこれらの記録は、未統合の記録として整理がなされないまま5000万件の記録の一部として残っている状況です。このような記録は、社会保険オンラインシステム上、基礎未統合であるが持ち主判明記録として表示し整理すべきではないで	期間照会等の仕事に1年間携わった時(昭和62年頃)に、昭和17～20年代の台帳等の一部が紛失していると考えられるような事象があったと記憶しています。当時は、確認できる証拠書類がないためやむを得ず「該当者名なし。」と回答していました。いずれ問題になるだろうということは、ある意味推測していましたが、確認できる書類がないので、どうしようもなかったと記憶しています。	台帳等を保管する社会保険事務所自体も何度か移転しているということを先輩職員から聞いていましたし、基本的には当時の記録は社会保険業務センターで管理していると聞いていたので、特に対応が必要だという意識はありませんでした。根本的に、年金請求時にご本人の申し出により期間を確認の上、裁定するという考え方があったことも事実であり、諸先輩から問題提起しても、当時の社会保険庁では予算面で対応が困難というお話しも聞いていましたので、そのままにしていました。 現時点で考えるに、マイクロ化やオンラインシステムの改修時に本庁・地方庁・市町村が保有している記録を全て収録し、不備記録等の整理を行うべきだったと思われますし、基礎年金番号導入時に徹底的に対応(事後フォロー)を図るべきだったと思います。
2807	地方庁	その他(社会保険事務所)		普段の仕事の合間に、この問題を解決しようとするのは不可能と思われます。やはり時間中ではお客様も来られるし、電話もなります。そのような中、特別業務として取り組むのも良いけど、それではどちらも中途半端になりかねない。かと言って、時間外や休日に出勤しての対応では限界があると思います。でしたら、資格照会等に精通した職員を集めて、集中的に進めるほうが効率的であるし、早期の解決に結びつくものと思います。全職員で対応すべき問題ではありますが、記録を調べる事などを資格照会を経験したことも無いような職員が調べても、見つけられないことが多くなるだけです。そうなると、お客様ご本人も納得できず、再度照会をしてくる事につながります。それでは、いつまで経っても終わりは見えません。		
2808	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2809	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にない	過去のものについては調査を進めていく以外はない。 これからのものは正確に処理を進めていく以外はない。 過去のものは調査に時間を要している。 検索システムが1つの機械で完了しないので、煩雑となっている。 すべての検索がWMでできれば、回答に時間がかからなくなるのではないか。 紀票についてもデータの引用などができればよいと思う。	過去記録のコンピュータ化するときの入力ミス。 記録の統合漏れ。 新聞等で報道されてから知った。	入力等を行った際のチェックを入念にした。 制度について理解していない相談者も多いことから、年金の広報が少なかったと考えられる。 記録統合については基礎年番導入時の広報不足。 広報不足については国年の加入・制度説明についても同様。 年金の保険料の加入・納付要件、納付実績についてもっと周知が必要。 事業所の標準月額の従業員への周知など、事業所任せにしていた部分も もっと指導が必要。
2810	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金記録問題への職員の比重を増やし早期解決できるようにする。	知ったのは新聞等で話題になってからで当時のことは知りません。	反省点については、台帳への記入誤りやWM導入時のデータ入力誤りなどの確認不足だと思います。
2811	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	1件1件着実に対応していくことと思います。	制度及び体制等が複雑に関係していることであると思います。平成19年頃	窓口対応等においてお客様の立場に立って分かりやすく丁寧にご説明等するよう応対する。年金番号等の管理の方法をもっと分かりやすくご本人に認識していただくよう対応していくことが大事であると思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2812	地方庁	社会保険事務所課長級以上			①宙に浮いた年金問題については、平成18年に報道されたことで認識した。それまでにおいても、年金請求時の記録確認の際に判明する記録があったことは知っていた。 ②不適切な標準報酬の遡及訂正については、滞納事業所の事業主からの聞き取りにより、事実給料を受けていない場合には、遡及の訂正届書の提出を受けたことがあり、問題があるとの認識をしていなかった。これについては報道により問題点を認識した。 ③未届の事業所に勤めていた時の厚生年金記録の問題については、社会保険事務所では届出にまかせていた部分があったと思う。これについても報道により知った。	上記①については、早急に該当者と思われる記録については本人に対して確認を行い記録整備を行う必要がある。 上記②については、現在民主党政権下で検討されているように、従業員の記録については、証拠がなくても認めていく方向でよいと思う。事業主及び役員については、経営者責任の点も踏まえ記録回復を図っていく必要があると思われる。 上記③については、当時の事業主の確認が取れ、事業主及び被保険者が納付することを条件に認めていく方向がよいと思う。
2813	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	戦前や戦時中の旧共済期間や恩給期間について、多くの問い合わせがあっています。また、記録管理していないので対応や説明が難しい状況や、基礎年金番号に収録されていない、共済加入期間に対する対応ができていないこともあります。	厚生年金の原簿で、収録していない記録を早急に記録を整備し収録する。カセット管理しているなどの記録の整備。共済記録の整備収録。オンライン収録全て早急に行うことが必要です。被保険者からの照会に対し今のままでは、時間がかかりすぎるため。また、年金制度が、見直し改正が続き、国民一人一人の記録を管理していく内容が多く、それを管理する方法が遅れたことが、現在の問題が発生したと要因とも思います。年金制度の見直しにより、管理する記録の内容等を少なくシンプルにすることで、年金事務所での窓口説明や手続きが簡素化でき、制度の見直し	基礎年金番号に収録できていない記録が、多くあるとは認識していましたが、年金請求時の申し出により、記録の収録により整理できていると考えていました。特別便の調査をする中で、名簿の収録不備や収録されていない記録が多くあると知りました。	窓口での相談や、記録を調査する上で、ご照会いただいた内容を十分に調査し解りやすく説明することにより、この問題に対する解決につながると思い対応しました。反省点として、職員が、国民(被保険者)の記録を長く管理し年金に結びつけるという認識が不足していたため、その時々の対応が一貫していなかったためこのような問題が発生したと思います。
2814	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し。	集約について 年金記録調査業務をまず都道府県ごとに集約化。一部の府県では集約済みであるがまだ集約されていない都府県がある。事務所単位で行っている現在の方法はノウハウが事務所ごとにバラバラにならざるを得ない。成熟した方法を知っている古い事務所がある一方、事務所設立が比較的新しい事務所などでは古い記録はない。つまり、ゼロから知識を蓄えなければならない。 また、集約されることによって、共通の流れの中で業務を行うので効率的になり、ノウハウに関する情報を共有し易いと思われる。 作業行程を十分検討し集約した上で人員を大量に投入するのであれば問題ないが、いきなり人員だけを増やせば混乱が起こる可能性が大きい。逆に非効率的になるのではないか？	非常に国民にとって心配な重要問題。 知ったのはここ3～4年。	記録補正・入念調査等を行い信頼を取り戻すよう努力した。 考えている余裕はなかったが、もっとより効率的な方法を模索したほうが良かったのではないか？
2815	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。 末端組織の職員の多くは、国会での追及やメディアによる報道から、組織内部の実情をはじめて知らされることがほとんどです。組織内の情報共有が不十分と感じます。	①特別便未回答者への情報発信 大衆メディア(テレビなど)を通じた呼びかけ 誤解を与える偏重報道へは組織として抗議 ②事業所への協力呼びかけと協力事業所へのなんらかのメリット付与 ③老人・介護施設への協力呼びかけと協力施設へのなんらかのメリット付与 ④専任部署による電話照会、戸別訪問の実施(年金事務所に新たに設けられる年金記録課の人員配置数の見直しが必要)	【認識】 ・基礎年金番号導入時に未回答なだけで、記録は別途管理されていること ・年金請求時には、あらためて職歴を記入することになっていること から、この問題が大きく報道されるまでは『年金記録が消えている』といった意識はなかった。 【問題の存在を知った時期】 ・基礎年金番号に統合されていない手帳番号が存在することは、平成11年入庁以降に知った。 ・5000万件もの多数の未統合記録があることは、安部内閣発足くらいの時期の一連の報道で知った。	【自身の対応】 5000万件全件の解消は、職員ひとりひとりの地道な対応なしには達成し得ないと考え、少なくとも自分が受ける電話相談、来訪相談については、当たり前のこと(正確、迅速、丁寧)を当たり前に行い、組織・制度への不信感を少しずつでも払拭できるよう心がけてきました。 【反省点】 本庁において「基礎年金番号制度への完全な移行をいつまでに完了させる」等の組織全体としての業務計画策定や目標設定が無かったこと、その後の進捗管理や地方庁の監督が不足していたことが問題だったと考えます。
2816	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	資格照会の回答と、再裁定を速やかに行うことが最優先と考えています。	ここまでひどい状態と知ったのは平成19年の夏です。それまでは、機械化のときに完璧に入力処理されていないこと、平成9年の基礎年金番号になったときに、205・204が徹底されなかったことが問題と思っていました。	名簿を確認して照合をするしか対応のしようがない。特別便に関しては、国年と厚年の加入期間の確認といいながら、共済を書く欄が設けてあって、さらに混乱を生じさせていた。
2817	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に思い当たりません。	「年金記録の解明・統合等に係る作業の進捗状況」における目標を意識した対応を行うことです。	平成16年頃、報道が盛んになった頃です。	記録問題が解決し救済される方々は、過去の納付に対し当然の給付を受けるものです。決してプラスになることではなく、ただマイナスがゼロに戻るものであることを意識し、全力で迅速に臨まなければいけない問題だと考えています。
2818	地方庁	社会保険事務所課長級以上			年金記録問題は、国民の納めた年金保険料を預かる社会保険庁の組織の管理体制が不十分だったことに原因があると認識していました。平成18年10月頃にマスコミ等が社会問題として大きく取り上げたので知りました。	年金記録問題は、社会保険庁の組織全体に責任があるので、国民一人ひとりの申し出に対して積極的に調査をするように心がけました。反省点としては、被保険者の年金記録の定期的な管理チェック体制を行っていなかったことがあると考えます。
2819	地方庁	社会保険事務所長	特にありません	年金制度が大きく問題視され始めたのは、少子高齢化社会が問題視され始めた頃ではなかったかと思います。いつの時代でも政治家の公約に上げられ、そのたびに改正が繰返され制度が複雑になり、職員も追いついていけなくなり、説明不足や処理誤りが多発するようになりました。 その度に、マスコミで大きく取り上げられ、空洞化などという言葉も出てきました。 最後の1件まで解決するということであれば、国民に対し、統合の結果どうなるのか、プラスもあればマイナスもあることをハッキリと公表し、マスコミの力も借りて協力をお願いすることも必要ではないか。 前段で何を言いたかったというと、マスコミの力は大きいということです。 専業主婦だった人は、国民年金は任意加入でした。私の記録はどうして抜けているの?、私には未納がなかったはずなのに!。等様々なご意見を持って毎日お客様がきます。 過去の制度も含め、年金制度とはどういうものか、社保庁で管理している報酬はどうやって決められているのか、そこにはどんな問題点があるのか、マスコミの力をお借りして、広く国民の皆様に周知していただくこと。 我々が来訪された方々に、こつこつと説明していたのでは、時間が足りない。一度に多くの方々に、そして繰返し行う手法を考えていただきたい。 特別便、定期便にどんなことが書かれていても、見ない人は見ない、読もうともしない、とりあえず社保に来た、空白があることで説明文も見ないで理由も考えないでただ怒ってくる人。色々ですが、来訪する前に予備知識があると随分違うような気がします。	ある程度統合されていない記録があることは認識していましたが、 これほどまでに多いとは分かりませんでした。 また、問題という意識はなく、やむを得ないこと、という認識でした。 過去において、裁定請求時には、請求書に記入された職歴以外の 記録が見つかれば、一生懸命思い出していただき、本来の年金額が 受給できるよう職員も頑張ってきたつもりです。 ただ、あくまでもオンライン化されてからの話ですので、旧法時代の 庁裁定時代は、全く地方庁では様子もうかがい知ることもできませんでした。 旧法国民年金時代においては、紙台帳がすべてでしたが、担当者が 検認票を見て、ひたすら台帳に納付済みの印を押すという作業でした。 人の手でやる作業ですから、押印間違いもありますが、未納者一覧表 などを作成し、市町村と突合してましたし、被保険者に対しても納付書 を送付しておりましたので、本人との間でも確認できているという認識 でおりました。ただ、転居を繰返しているような人には届かなかったというのも事実かもしれません。 地方庁においては、そういった未納者の方々には、時効直前まで繰返し納付勧奨を続けてきたことも事実です。それに全く応じることもなく無視し続けてきた人達が大勢いて、今、「お前達は何やってんだ」と怒鳴る人がいることも事実です。 過去を正当化するつもりはありませんが、その時代々々では、当たり前でそういう指導が受継がれてきました。 ということで、年金記録問題を問題として意識し、その件数に驚き 存在を知ったのは、長官が5千万件と公表した時からです。	問題が指摘され、対策の指示が出されてからは、矢継ぎ早に色んな指示が出され、自分としてはその当時、事務局の総務課に配属されていましたので中央の事務所への職員支援の手配やら、県内事務所への対応で翻弄されていたような感じです。 社会保険庁の組織は全国に300以上の事務所があり、その全てにおいて統一した指導がされなかったこと。それゆえに地域の特性が大きく反映され良いところ悪いところの較差が出てしまったこと。コンピュータへの統合作業において、いい加減な振り仮名を付したこと。 反省点をあげればきりがないと思いますが、自分達がどういう仕事をしているのか、どう意識しなければいけないのか、しっかりと教えてくれる先輩や上司、そしてその指導機関である本庁の意識がどうだったのか。 そういう自分が、今、どう後輩に伝えているのか、反省ばかりの日々のような気がします。
2820	地方庁	社会保険事務所長	特に無し		基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降に、基礎年金番号とならなかった年金手帳番号の統合作業を本庁において計画的に実施しているとの理解であった。多くの番号が未統合となっていることは推測していたが、本庁の統合計画による記録整理を見守るしかなかった。また、この件に関しては、地方庁である社会保険事務所段階では、ご本人との年金請求時点の相談において年金記録の確認作業を行い記録の整理をその都度行う以外に解決させることは不可であったと思う。しかし、「ねんきん特別便」の通知作業において、これほど多数の統合を要する手番の該当が有ることは予測を超えた。またこの他、紙台帳記録が業務センターにおいて正しく収録されていない事案も今回の記録確認作業において多いことも再認した。	コンピュータ技術が未開であった当時の記録管理手段に限界はあったことはその通りだと思っている。また、基礎年金番号制度(総背番号制)がもう少し早くから実施されていればここまで問題が大きくなることはなかったとは思うが、機械的な実施技術も考えると容易ではなかったと思う。 記録相談において相談者の申出は丁寧に対応し調査(申出の記録が存在するかもしれないとの立場で)を進めてきた。
2821	地方庁	社会保険事務所長	なし。	ねんきん特別便未回答者への回答のお願いを、市町村職員又は事業主に依頼する。 フォローアップ調査を行い、フォローアップ調査の未回答者には再度、市町村職員又は事業主に回答のお願いを依頼する。	年金に対する意識が低いことにより、本人と特定できない記録があるものの、正しい年金記録で年金を支給しなければならない。 雄のものか分からない年金記録が多数存在することを知っていながら、放置していたことは国民の信頼に対する裏切り行為だと思う。 新聞、テレビ等で報道され始めた頃知った。	街頭での年金記録確認の呼びかけ、年金記録確認依頼の回答のための記録調査、会議等での周知・広報を積極的に実施した。 社会保険労務士、OB職員の早期活用、社会保険事務所の平常業務を最小限にとどめ、事務所全体で集中的に取り組めればよかった。
2822	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じません。	・お客様から来ている年金記録照会に対する速やかな回答。 ・再裁定処理、追支給の早期事務処理。 ・問題の再発防止。一年金資産、年金制度の適切な運用、窓口、電話対応時の好感度アップによる職場に対するイメージ改革。これによる地道な信頼回復。 ・年金業務の効率維持、向上を図りつつも人手不足による管理不行き届きにより記録問題が再発しないための必要な人的処置。または、それに代わるシステム開発による適切なエラーチェック。	私自身が勤務していた社会保険職場において、過去に不適切な記録管理がされていたことを知り、年金制度崩壊の危機を感じました。 夜間の年金相談ダイヤルに寄せられるお客様の声を直接聞き、信頼を裏切られた皆様の不安や怒りを痛感しました。顔向けができないと思いました。 早く混乱を解消し、年金制度と組織の信頼回復をすることが重要と感じています。 マスコミで報道がされたために、昔の記録が生年月日を簡略化したり、氏名の振り仮名を推定で登録していたことを知りました。	とにかく、お客様の不安や不信感を解消するための情報提供、手続き案内に勤めようと考え、通常の勤務後に年金相談センターに出向き夜間や休日の電話相談対応をしたり、事務所からの支援要請に応じ、年金記録の確認等をして来ました。また、来庁されたお客様に対しては、親切丁寧な対応を心掛け、お客様が笑顔でお帰りいただけることを目標としてきました。 長期間に渡って行われていた不適切な記録問題を非常に短期間で解決しなければならず、問題解決が難航しているように思えます。もっと初手の段階で問題提起が行われ、年金記録問題が未然に防がれていれば、このような大惨事にならなかったと思っています。
2823	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	退職者の協力が不可欠かと思います。	まったく認識していませんでした。新聞、テレビ等で話題になった頃です。	いろんな角度からヒントを出し、宙に浮いた記録の持主の判明にむけ、全力をつくした。やはりオンライン化の際の不手際が挙げられると思います。
2824	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	職員一人一人が被保険者記録に関して意識を高めることと、今後も被保険者に対して年金記録の確認を自分自身で行っていくことが大切だと思います。自分の年金記録について預金通帳みたいに日ですぐに確認することができるようになればいいと考えます。	問題があることを知ったのはテレビや新聞で取り上げられてからでした。それまでは意識していませんでしたが、この問題が出てきたとき、職員の被保険者記録の確認を怠っていたこと、被保険者自身もあまり自分の年金に興味を示さなかったことが大きな問題だと思いました。	現在は年金給付の仕事をしていますが、職員の一人として自分ができることは、被保険者から申立がなくてもとりあえず氏名索引だけはきちんとするように心がけています。それでもう一度お客様に誤りがないか確認を行うようにしています。 反省点としては職員一人一人の被保険者記録に関しての意識が低いことだと思いますので、今後は意識の向上を図る教育をお願いしたいと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2825	地方庁	その他(社会保険事務所)		ねんきん特別便、ねんきん定期便同様一人一人に時間をかけても記録の確認をする。特に年金請求時が一番の本人さんに確認できるときではないでしょうか。	年金問題については、社保庁のデータ管理もですが、本人さんに年金手帳を交付しているため、個人で管理できていると思われた。そのため、年金問題については、年金問題についての取り組みが行われるようになったとき。	与えられた業務を確実に行い、ねんきん特別便・ねんきん定期便のお客さまの対応を特に重視して記録の確認を行ってきた。 平成9年1月1日以前の基礎年金番号導入前に一人の被保険者に年金手帳を何冊も払い出したことにこの問題が一番あるのではないかと思う。
2826	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じ上げません。		一連の報道により知りました。	過去の問題意識の欠如について言及するより、個々の意識改善が大事かと思われます。
2827	地方庁	その他(社会保険事務[redacted]局)	[redacted]今回の年金問題が大きく発生する前に、社保の国民年金担当課長が[redacted]市役所へ国民年金統合帳の保管継続を何回もお願いされていたにも関わらず、市役所としては今後の大問題で問い合わせなどの混乱を避けるためにと思われますが、結局は廃棄してしまわれたとの事です。実際に他の職員が年金記録の確認に来所されたお客様へ「事務所から保管のお願いをしたのに、市役所では廃棄されました」と説明されていました。	年金記録問題について、今後も今までのように最優先で調査を進めていけばよいと思います。	先輩職員の方から教わっていたのは、手書については年金受給の裁定時に記録を確認して基礎年金番号へ統合すればよいという認識でした。全て裁定時に行われると思っていたので統合もれがあったとは年金記録問題が発生すると同時に知りました。やはり今までの裁定主義が誤りであり、一般に報道されているように、あまりにも一人一人の年金記録の管理がずさんだったのではないかと認識しています。	窓口へ来所されたお客様へは、誠意を持って制度や記録についてご説明させていただきました。この問題については、平成9年の基礎年金番号制度へ変更された時の未統合されていなかった管理問題や重複されて手書や基礎年金番号の払い出しがされない様に疑重複調査を徹底されていなかったことが問題かと思います。
2828	地方庁	その他(社会保険事務所)		国民年金納付記録(加入記録)については市区町村の台帳等と社保庁のデータを突号する。	当初は基礎年金番号に統合もれによるものだけだと認識していた。この件については採用されてすぐに知った。ただ、国民年金の納付記録や厚生年金の報酬訂正については、平成19年度以降に問題になってから知った。	窓口に来所するお客様に対し、年金記録の確認以外の問い合わせの場合でも説明や記録確認を行った。 反省点については被保険者と社保庁との間に市区町村や事業主がいることにより誤りが生じやすくなっていると思う。また、記録のもれや誤りは統台帳等からWM(窓口装置)に登録した際の確認が不十分であったと考える。
2829	地方庁	社会保険事務所課長級以上	※年金記録問題第三者委員会への申し立ては、証拠書類がなく記憶が曖昧ながらも、当時の事業主及び本人並びに同僚等が、口車を合わせていれば、いくらでもでっち上げられるという問題は、正当に届けを行ったものに対し不公平きわまりないものと考えます。	※現在の様なやり方でしか、他に方策がなく、地道な対応をしていかざるを得ないように考えますが、なにせ相当な過去の記録については、本人の記憶がない場合が多い為、記憶を呼び覚まさせる以外にないので、改めて記憶を辿っていただくよう、もっと広報等は増やした方が良いと考え	※年金給付課に所属していた15年～16年前に、宙に浮いた年金記録等がある事は判っていましたが、その時点では、本人が年金を請求する際等に記録を確認していただければ解決するものと、単純に認識していました。	※当時は、特に対応すべきものとは、考えてませんでした。厚生年金記号番号の重複取得者の問題・平成9年の基礎年金番号導入時の記録統合の問題等について、厚生省・社会保険庁・各県の保険課等においての、対応の仕方が不明瞭且つ不十分であった事等が考えられます。
2830	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	年金記録統合に向け、「年金記録適正化実施工程表」に基づいて進めて行くことだと思います。	年金記録の未統合(宙に浮いた5,000万件)については、年金記録問題として取り上げられるまでは、いずれご本人の裁定請求の際に統合されるものという認識でした。未統台手番の存在は、平成9年の基礎年金番号導入時には知っていました。	年金記録問題発生以前も未統合記録の解消のため、社会保険庁から未統合手番の照会文書が送られていたり、事務所の窓口での統合作業も日常的に行われていました。現時点で考えるとここまで大きな問題になるとは想像もできず、やはり基礎年金番号導入時の対策をしっかりやっておくべきだったと思っています。
2831	地方庁	社会保険事務所課長級以上	承知していない。			
2832	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	具体的には存じません。	5億件とも言われる紙台帳の記録を手作業で管理していたことの歴史的な制約を考えると、完全に解決することは不可能だと考えます。 国民年金の記録についても、検認業務を納付組織に委託するなど、必ずしも社会保険庁の管理の行き届かない部分で発生している問題もあると思います。 「年金記録問題」については、年金受給者、被保険者、事業主、地方自治体、納付組織、社会保険庁職員(OBを含む)などそれぞれの協力なしには100%解消することは困難であるとの認識が必要ではないでしょうか。 現在までの解明作業を踏まえて、今後個別に出てくる問題に対応できる体制を整理したうえで、国民の納得をある程度得られるような水準に達すれば、通常業務に復帰することも考えなければならないのではないでしょうか。 制度発足以来67年かかって積み重なった問題を完全に解消しようと思えば、それこそ67年分のエネルギーを注ぎ込むことになるのではないでしょうか。	年金請求や期間照会のご相談に際して、ご本人様からの申立と記録の齟齬について、ご本人様の記憶の問題なのか事業主の届出の問題なのか、それとも社会保険庁の記録管理の問題なのか判然としないまま仕事をしていました。記録管理にこれほど大きな穴があるとは平成17年以前は認識していませんでした。 年金記録問題が社会問題であると認識したのは5000万件の「消えた年金」報道がされた頃からと思います。 記録管理にまったく問題が無いとは考えていませんでしたが、これほどの件数とは思いませんでした。	当初はそれがどのような方向に進むのか考えも及びませんでしたので、危機感はありましたが、どのような対応をとればよいか正直に言って当惑しました。 政治問題に発展する前に、いわゆる三層構造の問題を含めて、社会保険庁の中に自浄作用が無かったことが一番の反省点ではないかと思います。 記録整備や記録確認の業務に当たっていた職員には、実際として記録不備があるという認識はあったと思いますが、そのような声が全体のものとして共有されずに来たことが、記録の不備が今後招くであろう問題に対処することを遅らせたと思います。
2833	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません	新たに設立する日本年金機構組織のもと、サービス提供、コンプライアンス、情報管理等を徹底し、先ずは国民の信頼を得るための職員の意識改革を引き続き行うことが重要と感じてます。 そのうえで、淡々と記録照合作業等を確実に行うことが必要と思います。	年金記録問題を知るにいたったのは、H19年頃に国会質問等で知りました。 まさかとの思いが強く、基礎番統合についても被保険者等の認識不足もあり一方的な社保庁バッシングと捉えておりました。 認識不足もあったにせよ、日が経つにつれ、記録のコンピュータ化する際の作業ミス等が発覚し、今日の問題へと大きくなっていると考えてます。	その頃は、事務所の管理職に就いたばかりで、職員の意識改革、サービス向上への取り組みに努めていました。 三層構造等も問題が生じた一要因とされており、私自身もこの要因が大きいと感じております。 年金機構組織では、本部を中心とした業務の徹底した管理体制、サービスの向上等を図りつつ、記録問題の解決に向けて努めて行きたい。
2834	地方庁	その他(社会保険事務局)		困難な案件も多いので専門の対応できるチームと簡単な案件に対応できるチームに分けて効率的に対応し、継続的に1件づつ解決していくことが大切と思います。それとまだ、終わっていない年金受給者を優先的に対応していくことが必要と思います。	年金記録問題として認識したのは、平成19年6月以降で社会的な問題になると思いました。	1件づつ時間がかかっても丁寧に誠意を持って、対応していこうと思いました。現時点の反省点としては、全体の件数を短時間で終わるのが大切なことだったとは思いますが、もう少し優先順位をつけて、特に年金受給者を優先的に終わるようにしても良かったのではと思います。事務所に来所された方の待ち時間の緩和について、何かもっとやり方があったのではないかと思います。(事務所の駐車場を臨時的に確保するなどをするべきではなかったかと思います)「ねんきん特別便」の本人への郵送分の様式について、作成に時間がなかったのはわかりますが、もう少し現場の意見を反映した様式を作成することによってトラブルが避けられたケースもあったのではないかと思います。(特にお客様から
2835	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	わかりません	深刻な問題と認識していました。そのような問題が存在することを知ったのは、新聞等で、問題となり始めた頃です。	お客様の話をよく聞いた上で対応するように心がけた。
2836	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	事を急ぐあまり、表面的な対策ばかり目移りしているように感じる。 ある程度時間がかかっても仕方ないので、地道に一つ一つ正確な仕事を続けていくことが信頼回復につながると思う。	調査課に配属された平成17年に、手帳番号払出簿や名簿、原票とコンピュータ上の記録が違っていたり、手帳番号払出簿や名簿、原票では記録が確認できるのにWMに収録されていない記録が手帳番号払出簿や名簿、原票多数あることに気づいていた。紙媒体からコンピュータに収録する際のもれや間違いがたくさんありそうだという認識を持っていた。 それから、事業所によっては試用期間がかなり長く(とくに営業職)本人が働いていた期間と社会保険に加入していた期間が食い違うことがよくあることも認識していた。	記録問題が表面化する前は業務にまだ余裕があったので、仕事の合間に手帳番号払出簿や名簿、原票とコンピュータ上の記録が合致するように補正作業をほそぼそと行っていた。しかし、紙媒体の記録をコンピュータに移す作業は昭和の時代から行っていると思うので、最初に移しはじめたとき、あるいは移行後早い時期にきちんと突合せを行っていれば、今こうして問題になることもなかっただろうと思う。正確を期すべき仕事を怠ったことが反省点だと思う。 本人が働いていた期間と社会保険に加入していた期間が大きく食い違う点については、試用期間であっても社会保険に加入できるようになったのはいつからなのか調べてもよくわからなかった。業種によって社会保険に加入するようになった時期などもはっきりした通知がわからず、いつも困っていた。(医療機関や派遣業など) 厚生年金の適用範囲が拡大していく中で、適用漏れがたくさんあったのだと思う。当時は、適用の指導をきめこまやかにできるような体制ではなかったのかもしれない。その点では、適用指導の体制が不十分だったことが反省点かもしれない。
2837	地方庁	社会保険事務所課長級以上	・依然として、試用期間中の厚生年金加入について理解を示さない事業主がいることで、結果として厚生年金未加入期間が生じていること。	・全面的な解決方法として、事実を確認したところから適用すること。	過去年金給付課に在籍していた時(昭和63年4月当時)から、氏名漏れの厚生年金加入記録があることは、承知していた。	業務課(適用調査課)在籍時には、資格取得届の処理の際被重複情報が出力されたら事業所に照会し、重複番号を作らないよう努力していた。 氏名漏れの関係で言えば、そんなに多くの番号があるとは思わなかった。 ただ、カセット記録をすべて聞くよう要望していたが社会保険庁は消極的であった事も否定できない。
2838	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	対象者には高齢な方が多いうえ人力で処理するのには限りがあるので、検索や突合の出来るシステムを再開発し、未確認記録の早急な解明に努めることが重要である。	本人のものと特定できない年金記録等が解明されず存在しており、適正な年金給付がされないという問題があると認識している。 新聞やテレビ等で報道され始めた頃。	年金記録問題に関しては、現在の年金受給者のみならず今後発生する受給者にとっても影響の出ることなので、社会保険職場の信頼回復に努めると同時に受給者及び被保険者の年金記録の適正な管理、未確認年金記録の早急な確認に係る事務についても努力しようとしました。 年金記録問題となるような最初の事例が発見された時に、すぐ対処せず先送りにしてきたこと。
2839	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	まだ統台帳が残っていれば全てWMに登録する。 その上で最終的に名寄せ等を行ない本人調査する。	平成17年6月ごろに騒ぎ出したときにわかった。 その時は統台帳がWMに入っていないので、本人の申し出に基づき 記録照会すれば判明するものと思っていた。 旧姓は窓口で確認したし、読み間違いは思いつく範囲で検索も行い 探した。それでもない場合は本人に「記録照会票」を記入し照会した。 その回答で無いと出ればそれ以上出来ないと思っていた。	本人の申し出に基づき、出来る限りの調査・照会を行い、 記録の発見に努めようとした。 記録照会において、調査した所が不明とか無いとかで回答があれば それ以上の調査が出来なかった。台帳を管理している所が早期に 正確に全てを入力していればおきなかったと思う。
2840	地方庁	その他(社会保険事務所)		申出に基づき丁寧に記録を照会するしかないと思います。 99.9%あなたの記録で間違いないはずです。と、言いたい記録も、本人がどうしても思い出せなかったり、否定される場合があるので何とかしたい。	基礎年金番号が導入された以降も未統合の手番があることは知っていたが、裁定時点で記録は本人に結びついているものと認識していた。本人に結びついていない記録がこれほどまでにあるとは認識していなかった。	1件1件一人一人の申出に対して可能性のある最善の検索方法で記録を見つけ出すしかないと思っている。 一人で厚生年金の番号を何本も持っているような重複付番者が多数いるので当時の広報不足や国民自体の年金への関心の薄さが問題だと思う。 これからは広報や関心を持ってもらうことが重要だと思います。
2841	地方庁	その他(社会保険事務所)			・平成9年1月に基礎年金番号制度がスタートした以降の未統合記録が多く見受けられ、当時、社会保険庁からの本人案内・お知らせが十分であったとはいえないと思う。 ・以前は年金請求時に最終の記録を確認すればよいとの考え方から、それまでの過程では本人記録照合管理体制が不十分だったと思う。請求時に戦時下等の記録が見当たらず「記録なし」のままの受給者も多くいたように思う。 今は加入記録検索システム等が設入され、続々と記録が判明し、救済措置が施され、改善して	・ねんきん特別便等の本人へのお知らせがされ、改善に向かっている。 ただし、「加入記録もれ」等の照会に対する対応・回答に時間がかかり、現場は大変な状況であった。土日出勤しても平日は休めず、また、けんぽ協会の設立、各種の集約事務センターの設置により、社会保険事務所内の職員数はどんどん減るも、来客者はへらず、窓口対応は各社会保険事務所とも大変な状況であった。これらの状況の中で、この2年間で多くの若者たちが自ら職場を去っていったのは残念である。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2842	地方庁	地方社会保険事務局長	なし	既にヒト・モノ・カネを投入し、一定程度処理が進んできており、この期に及んで後戻りはできない。 したがって、今の計画に沿って一つひとつ確実に取り組んでいくべきではないかと思います。	平成17年にこの問題が取り上げられて知った。 それまでは、職を転々としている者で年金手帳を複数持っている人がおり、そうした者は手書の統合処理が必要となることは知っていたが、裁定請求をする際に聞き取り調査・統合を行っていたものと認識しています。	厚生年金の手続きは健康保険と連動しているために、保険証交付を優先するあまり、前職(年金手帳の保有の有無等)の確認が徹底できなかったこと、また、氏名・生年月日等の本人確認が事業主の届出まかせになっていることが原因だったと思います。
2843	地方庁	その他(社会保険事務局)		全員の記録問題を解決するのは不可能である。だれのかわからない記録をたぶんあなたと思うというので払うわけにはいかないと思う。結局一時金で手を打つ意外方法はないと思う。	年金記録問題が出てきた時に特に驚くことはなかった。この問題に関しては年金給付課に配属された時から分かっていたからだ。特に徳島でも半田の方は手書者に関しては本人にある程度どこに勤めていたかこちらから聞いていたが徳島北とか南事務所ではまった<本人に手番があろうがなかろうが確認していなかったらしい。顧客の立場からみれば記録画面をみしてもらえるわけでもなく事務所側の言いぶんを信用する以外ないのである。	この問題が出てきてからは当然怒りが爆発するのは当たり前で、日々対応するのが大変だ。当然自分が掛けた年金を知る権利があるし、定期的に記録を送付しなければならないと思う。電子化された分に関しては今後消えることはないと思うが昭和以前の紙台帳記録についてはすべて解決するのは不可能である。この人たちの年金記録で判明しないなら一律いくらと一時金払いか今の年金のように2ヶ月に一度きめてはらうべきと思う。
2844	地方庁	社会保険事務所長	他はないと思います。	現段階では、「ねんきん特別便」の発送も終わり、「ねんきん定期便」になっています。しかし、「ねんきん特別便」も3割(情報では)の方から回答がいただけていない状況であります。この未回答の者をまず完結まで持っていくべきではないでしょうか。方策は、なかなか思い浮かばないのが現状ですが、大臣指示の市区町村への協力依頼を行うことは最善の方策だと思います。一件づつ地道に前え進むことが一番だと思われます。 次に思うことは、事務所の処理を進める体制であります。22年1月以降の人員は内示がありましたが、全般的に健保協会、厚生労働省、退職された人もあり、新しく職員になられた人もおられ、年金制度の知識を熟知した者が少なくなっている状況ではないでしょうか。日常の業務の遂行にも支障がでる状況が予想されます。これらの者をいかに早くレベルの向上を図るかが課題であります。体制を固めることが必要ではないでしょうか。	私が確か、「レセプト点検事務センター」に勤務していた時、国民年金の免除で批判を浴び問題となり、その後、事務局で医療事務をしていた時に記録問題で批判を浴び大きくなったと思います。記録問題を認識したのは、2年半以上前の医療事務をしていた時でした。医療事務の前、3年間は、レセプト点検事務に従事しており、年金関係とは異質の医療関係であったため、現在のように直接窓口でお客様とお話することもなく、大変なことが起こっているという認識しかありませんでした。恥ずかしい限りであります。	誰でももそうでありますが、自分の掛けた年金がもれていることは、許されないことであります。 窓口でお客様の声を聞き、お詫びも申し上げ、誠心誠意記録の判明に向け対応しました。 所長として統括は当たり前ですが、私も実際に窓口で「ねんきん特別便」の受付をし、お客様とお話をして処理を行いました。また、旧台帳調室では、直接の責任者となり、指示をだしたり、また、受給者に対し電話、戸別訪問を行い記録の判明に努力しました。フォローアップでは直接の責任者ではありませんでしたが、職員と同じく件数を持ち、電話を行い処理を進めました。WMで昔の記録を一件づつ探しました。 反省点ですが、確かに、職員の三層構造はあると思いますが、それだけでなく、記録の管理を各制度で行っていたこと、基礎年金番号ができた際もっと統合ができたのではないでしょうか。また、職員の現在のような意識がなかったこともあります。色々な要因が重なっていると思います。 報酬訂正問題は、徴収率の向上を意識したためだと思います。まった<論外であり、許されないことであります。
2845	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	存じません。	①「(6)」については:「存じない」ために無し。 ②「年金記録問題」については、現在の取り組みを進めるべきものと考える。	①お客様が異なった年金番号を取得していた問題については、最終的には年金請求時の職歴確認によって解決する問題と認識していた。 このような問題は、昭和50年の採用時から知っていた。 ②社会保険庁(社会保険事務所)側の責任にかかる記録誤りの存在については、重大な問題として認識していた。 このような問題は、昭和50年の採用時から知っていた。	①被保険者が重複して年金番号を取得することのないように、事業所への説明会時には必ず年金手帳の取り扱いについて説明した。かつ、事実重複して取得していた場合には、早急に届出をするように促した。 この問題は、年金制度の啓業が不足していたことが反省点として挙げられる。 ②被保険者原票への記録、オンライン入力の際には、細心の注意をもって正確に記録するように務めた。 この問題の発生は、職業人として論外に反省すべきことと考える。
2846	地方庁	その他(社会保険事務所),			1 平成9年の基礎年金番号制度導入後も未統合手番が多く存在 ⇒基礎年金番号導入当時から 2. 共済組合ごとの共済加入記録情報提供のばらつきと不正確さ ⇒基礎年金番号導入当時から	1 平成9年の基礎年金番号制度導入後も未統合手番が多く存在 あなたはどのように対応しようとしましたか ⇒問題認識はあったが、一個人として対応できず この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。 ⇒過去記録の整理・整備により、一定の整理がされたが届出住所 の精度が低かった。より積極的な住所変更届の必要性を事業所 に対して周知すべきだったと考える。また、今のような加入履歴を積 極的にご案内することも必要だったと考える。 2. 共済組合ごとの共済加入記録情報提供のばらつきと不正確さ あなたはどのように対応しようとしましたか ⇒問題認識はあったが、一個人として対応できず この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。 ⇒共済加入記録については、現在取り組み中。もともと共済組合側 にも、報道されていないが未統合記録が多く存在していたはず。庁 と共済組合両者の綱張り意識が、問題を先送りしてきた要因では。
2847	地方庁	社会保険事務所課長級以上	国民年金申請免除の特例認定が、まったくでたらめ。	これ以上の対策は、思いつかない。	私は、国民年金特別会計職員として、過去厚生年金特別会計とは 人事交流を受けていない。 当時、国民年金の納付記録をコンピューターへ切り替える際、今日のような 問題を残すと思い。ずさんな切り替え作業を職場で、上司に訴えた。	当時の国民年金課長[redacted]から、(君らは指示に従っていれば良い。)と、叱られた。当時20代と若かったため、無視された。 このように、若造者でも分かることを、平然とやってきた幹部は悪い。 そのようなことは、昔から分かっている。 反省点は、 正論を主張する者を煙たがり、都合の良い者ばかりの馴れ合いでやってきた 歴代の幹部は悪い。全員皆、労働組合の幹部ばかりではないか。 職場が腐っている。 どうして今、現役の我々ばかりが責めを負うのか。 本当に悪い昔の関係者を引っ張り出し、法を整備して処分するべき。 悔しい。
2848	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		国民年金保険料の未納問題を発端に年金記録の問題も表面化してきたと思いますが、マスコミ報道を見聞きして知りえたという感じです。記録問題はさまざまな報道がなされてきましたが、時間の経過とともにますます未納率の上昇に歯止めをかけることが困難になり公的年金制度、国の信頼失墜へつながる問題だという認識ではいました。	記録問題にかかる事務処理、記録照会のお客さま対応を何よりも優先してとの指示のもと(当然であると考えます)自分でできるだけ(以上のことも)の対応をしようとしてきた(つもりです)。反省点としては、特に受給者の方の対応で、年金給付事務の経験・知識が浅いため説明に時間を要し対応に苦慮したことです。採用後のそれぞれの職務内容の経験年数は個人差がありますが、職員全員が年金給付事務・スキルを習得していなければ完全なワンストップは大変厳しいと痛
2849	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない	特になし	特にしていない。マスコミで報道されてから。	特になし。
2850	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思い当たりません。	即決できるような方法はと思います。 一人一人が意識の持ち方を高めるよう常日頃より意識し、常に上からも声を掛けていき、一定の緊張感を保っていくことが必須と考えます。 また、事務処理における運営方針決定の際には、柔軟に謝金職員等を雇用し全力をあげ処理していくようにするべきだと思います。	勤務経験は短く、年金給付課の経験も無かったことから、なぜこんなことになっているのか報道等を通して知り、入ってくる内容に大変戸惑いました。原因や責任者の所在はともかくとして、絶対に解決しなければならない問題だと思いました。	現役の職員である限り、年金問題は避けて通れない事案ですので、年金給付課の経験の無い自分でも積極的に年金制度の習得に向け努力してきました。 膨大な作業量に対し人員が足りていないように感じます。地域や事務所により様々な実態があると思いますが、調査を行い必要と思われる場合には積極的に増員を図れるように見直していくべきだと思います。
2851	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	1:090で該当する可能性を高くする、特別便を何度も送らないようにするために ①すべての手番に氏名・生年月日をいれる。 ②カセットをすべて開く。 2:未統合手番を0にするために ①受給者において新たに期間が判明したが、年金が減額になるような 事案については、従前保障をつけて減額なしで統合できるようにする。 ②3号特例の取扱について、扶養異動届と3号届が一緒になる前の分については、被保険者に有利な取扱をする。	制度の変遷のなかで、未統合の手番が存在することは知っていたが、実際に記録問題が表面化するまでは、こんなに件数があるとは思わなかった。	正しい年金額が受け取れるように、年金相談や記録確認作業を行った。 記録問題解決のため、戦略性をもって対応すべきだったと思う。例えば 手番への氏名・生年の入力、カセットを開くなどの準備をしてから特別便を出し、それでもない場合は第三者委員会への申し立てという流れの方が事務量・経費等も少なくて済んだと思う。 現在だと第三者委員会に申し立てしてから特別便を届いたり、同じ人に何度も特別便を送ったりしていて非効率だと思う。
2852	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	何十年もの間、今までの社会保険庁がやってきたことが誤っていたことが世間では言われているので、これからは一人ひとりの仕事としての考えを変えていかなければいけないと思う。 まずは記録を統合をし、一人ひとつの基礎年金番号にする。その為には職員を増やし、年金問題だけを取り組める業務体制にする必要があると思う。 現状では、今の与えられた業務をするだけで毎日追われ、年金問題まで仕事をする事ができな	やっと世間に公表されたと思った。今まで判明しなかったことがおかしかったと思う。 平成7年に採用され、業務をしていき仕事がわかっていくにつれてわかってきた。	記録整備をしたりして記録統合をしてきた。 この問題は何十年もの間の社会保険制度の考え方が間違っていたと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2853	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	全ての紙台帳及びマイクロフィルムによる記録をPDFにし、全国のパソコンから氏名・生年月日等をキーとして閲覧できるようにする。	社会保険事務所に昭和63年4月に入り、いつ頃からとははっきりいえませんが、元々基礎年金番号に統合されていない記録があることは知っておりました。その記録は、60歳の裁定請求時に申し出ていただくことによって、その時点に調査することによって統合できるものだと思っておりましたので、「問題」とは認識しておりませんでしたが、被保険者のみならず、年金を受給されている方で記録が漏れている方が多数いらっしゃることを平成19年6月に知り、初めて「問題」と認識いたしました。	一人でも多くの皆様に統合されていない記録を結びつけて、正しい額での年金を受給していただくために、窓口ではお客様から納得いただけるように真摯に応対し、少しでも年金制度への不信感を払拭できるように努めました。また、再裁定業務に関しましては、庁業務センターの支援に積極的に参加しました。 反省点としましては、全ての記録をコンピューター化しなかったこと、平成9年に基礎年金番号が導入された際に、統合されなかった記録の整理をしなかったこと、納付記録を定期的に被保険者に示していなかったこと等々が考えられると思います。
2854	地方庁	その他(社会保険事務所)	知っているものはありません。	近道はないと思う。人員を集中して時間をかけて1つ1つ整理していくしかないと思う。	国の信用を揺るがす非常に大きな問題。 年金記録問題がマスコミから大きく発表されるようになったころ。平成18年秋から19年の初めころ。	窓口、電話でお客様と接する際には、お詫びの気持ちを持って丁寧な対応を心がけました。また記録問題に係る事務処理(記録の統合等)を優先的に行うようにしました。 人間による手管理のため、収録記録に誤りが多発したと思う。また定期的に保有する記録の確認・チェックする体制が整っていなかったのも問題であったと思う。
2855	地方庁	社会保険事務所課長級以上	現在の問題点以外は、知りません。	プロジェクトを組み、人員の手当てをし、集中的に取り組む体制がとられることとなっていますが、対応する職員の研修を十分実施し、計画的に受給者の記録から点検を進めるべきと考えます。	年金番号が同一人に重複して出され、基礎年金番号の導入以降被保険者の方の整理が十分でない状況があり、年金請求時にはもれがないよう調査を十分するようしました。 記録が整備されていない状況は、オンライン導入時には問題点と認識していました。	年金請求時は、氏名索引・事業所名索引など必ず実施し、請求者に履歴を記入していただいた。 オンライン導入後、記録整備の必要性」は認識していたが、積極的な取り組みをしなかったことを、反省しています。
2856	地方庁	その他(社会保険事務所)	①市町村などが、被保険者の1号資格取得日を誤ってしまった。補正後の結果未納月ができた。徴収の時効完成後に特別便などで被保険者本人がその事実を知ったが現時点では特例納付等の制度がないため、60歳以後の任意加入を使用するしかない。 ②厚生年金法75条該当の件。事業主が厚生年金を2年以上遡って取得する等した結果、年金期間の空白が生じてしまうこと事例がある。被保険者本人が国民年金保険料を納付していた場合、厚生年金の期間であるから当然、還付になるが厚生年金法75条該当の場合は厚生年金の期間にもならない。 ③免除継続申請について。継続申請者で全額または納付猶予が却下になった場合、本人等が却下時の年度は免除申請ができないと誤解してしまうことや他段階免除を希望して再度申請すること等がある。ある被保険者からの問い合わせの中で、継続が却下になった場合、一度だけ他段階免除の審査を行うことはできないか、という話があった。 ④ある共済組合から2号配偶者が現存中の場合、3号被保険者～1号被保険者への種別変更届を共済等経由で提出することを制度化するべきではないか？という話が出た。 本来、3号から1号にならなければならない人(扶養基準を超過する等)が、健康保険の扶養を外	①特例納付制度を再度作ることはできないでしょうか？ ②事業主の不手際や本人が国民年金1号被保険者として納付していた場合等であれば、救済策(例:特例納付のような制度等)を設けるべきではないでしょうか。 ③継続申請却下者に対して、却下時の年度に一度だけ他段階免除の審査を行えるようするべきと思います。 ④2号配偶者が現存中の場合、3号被保険者～1号被保険者への種別変更届を共済・健保組合・事業主等経由で提出することを制度化するべきだと考えます。3号被保険者に対する1号被保険者の方の不公平感などが存在することを考えると、上記のような仕組みも必要ではないでしょうか？	○年金記録問題は過去の問題が現在まで残っているものだけではなく、現在も発生・進行中のものもあると思います。例えば、手帳再交付・相談等に来た方が届出漏れ期間があるのにそれを指摘しなかったことなどで将来新たな年金記録問題が発生する可能性がある、と思います。 日常業務の中で上記のような認識を持ちました。	○将来の年金記録問題の根を絶つためにも、手帳再交付や相談のみを目的にこられた場合でも1.3号の届出漏れ等があった場合にはそれを指摘することを実行していかなければならないと思います。
2857	地方庁	その他(社会保険事務所)		1件づつ丁寧に調査・処理を実施していく。	紙台帳からの切替において、正確・慎重・丁寧な作業が必要であったと考えます。また、これらの記録は市町村や事業所等からの届出によるものであり、正しく届出がされるような周知が十分であったのか、その時々の説明や指導が十分なされていたのか、今思うと悔しく残念です。 変な記録が出てくることがあり、漠然と問題があることは感じていたが、問題発生以前は、オンライン記録は正しいことを前提に仕事をしていました。	一件一件丁寧に説明・処理をしていくことと考えます。
2858	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	知りません。	・ねんきん特別便及びねんきん定期便の申立について、調査し解明する。 また、未促出者等へのフォローアップ照会確実に行う。 ・コンピュータの記録と紙台帳記録との突合せにより、記録の整備を行う、年金受給に反映させる。	・複数の番号の年金手帳の所持について 担当していた国民年金については、住民基本台帳法により国民年金番号を管理していたので複数の番号の手帳を所持している人は少なかったが、厚生年金については、複数の番号の手帳を所持している人が多かったとを記憶している。また、その時期は昭和50年代と思われます。	・窓口や電話照会時には、番号の統合が必要であることを説明した。 ・厚生年金について、すでに手帳の交付を受けた者の厚生年金再加入時の事業所への指導を徹底していれば、5000万件もの未統合記録の発生はなかったものと思われます。
2859	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	今現在、存在している記録の総点検。(市町村役場、社会保険事務所すべて)	制度的に問題があると認識していました。平成12年頃に初めて知りました。	対応することはできませんでした。現時点でみた場合、機械化するときに正確にきちんとした情報の引継が行われる必要があったと思います。
2860	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金問題については、現在定期便と特別便の記録回答票の受付と、回答発送を担当させていただいているので、被保険者や受給者の声を直接目にすることがありますので、早く解明されるべき問題であると感じています。 問題が存在すると知ったのは、自分に特別便が送付されてきた時に初めて知りました。	数多くの記録問題への相談があり、なかなか回答が進んでいない状況にあって、それでも少しでも職員の方がスムーズに仕事ができるように、できる範囲でサポートさせていただきたいと思っております。
2861	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	なし	問題勃発の直前に知り、大きな問題と感じた。	法制度の変化に、事務処理が間に合っていないことが原因。長年の蓄積であると思う。 個人でできることは、窓口に来られた方に対し、丁寧に対応し一件ずつ処理していくしかない。
2862	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	時間をかけること。	平成16年頃	短期間で処理しようとした場合に限界がある。
2863	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に認識していない。		年金記録問題については、いくつかの要因があると思われる。 まず、社会保険庁(社会保険事務所)において、被保険者の記録が適正に管理されていなかった事。紙台帳への記載誤り、漏れ、読み取り不能の文字等があり、またデータベース化に伴い、記録の移し作業時の入力誤り、漏れ等が発生し、適正な管理が出来ていなかった。 次に、事業所及び被保険者の申請誤り、漏れ等があり、正確に記録がなされていなかった事。これについては、社会保険庁としての指導及び周知不足も問われるところだと考える。 この他にもいろいろと要因があると思われるが、年金記録問題とはこのような複合的な問題で起こった事象だと思う。 これらの問題は、入庁以前からあった事なので、平成8年頃から認識していたが、これを大きな問題と認識したのは数年後でした。	対応としては、一人一人丁寧に、確実に記録の確認・統合作業を行うよう心掛け対応した。 反省点としては、記録の不備な方が予想以上に多く、それを認識するのが遅く、対応が遅れたこと。また、国民年金制度の周知が徹底されていなかったことが考えられる。
2864	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	遡及訂正については、現行の取り組みに加え証拠書類がなくても同僚案件などは事務所段階での訂正を職権で行うのでなく、年金記録問題業約センター等を設け、一括的に訂正処理を実施する。事務所は事業所からの届出誤りや職員の入力誤りを処理する。	いつかは明るみに出る問題と認識しつつも、それを遠巻きで見ていた職員も、遡及訂正はやりすぎとの見方もされていた。[redacted]	いま、大変な時期に事業所は経営をしています。事業主は自分の飯より従業員の飯のためにです。しかし、不良事業所は差し押さえをして事業所を落地に追い込むことです。完全につぶすことによって、未適事業所としても追い上がらせない。これからの機構の役割はここからはじめましょう。今まではやさしい滞納処分だったのです。私も徴収課長を経験して景気対策は重要だと思いました。私はそれでも収納率を上げてきましたが不正はしていません。足を運び収納に結びつける0.0001%を上げるためにです。これがあがらなかった場合は不正を考えてしまうのです。 自分の努力が足らないから下がるのです。でも、今の自分は、遡及訂正問題を抱え、先生の付けが回り気力がございません。職権で前の記録に訂正していると自分がおかしくなりそうです。こ
2865	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にない。 ただし、報酬改訂等の一部の取扱があったとされているが、それは本当に例外であったと思います。事務所段階では、取得、喪失、月変、算定等相当厳しく的確に取り扱ってきたと思っています。まるででたらめの記録管理と世間一般に思われていることが本当に腹立たしい思いで心外です。	回答がない者、連絡が取れない者、記憶が不鮮明の者、本人が死亡していたり、痴呆症になっていたりで記録の特定が困難な者が多く存在します。 まずはオンライン記録を確実な正しいものにし、基番との検索を進め未統合記録を判明させることが良いと思います。 オンライン記録が確実なものとなったら、基番、払出庁、本人住所、旧姓等の情報を利用して特定し、一人の場合は本人からの詳細な回答がなくても統合する等の思い切った手法をとらない限り解決は困難と思います。	ねんきん特別便により、多くの漏れた記録が確認できて実際こんなにも多くの未統合記録が存在していたと知り、正直驚いた。地方事務所の職員のほとんどがコンピューターに入っていない記録がこんなにも多いとは思っていなかったのではないでしょうか。 それ以前は、本人の記憶があいまいで思い出せない記録も少しはあるだろうけど、基本的には氏名索引等で確実に本人記録を統合できていたと思っていました。 昭和51年4月に事務所に入ったときには、すでに「一人一生一番号」の周知が徹底され取り、年金手帳に押してました。社保として被保険者や事業所に対する指導もことあることに実施していたことを覚えています。	「一人一生一番号」の周知・徹底。年金制度の周知徹底。 本人が第一届け者で、次に事業所等が第二届者となるため、制度の理解不足等による届出漏れや誤届は今後も発生するでしょう。 国民全員に同程度の制度知識の醸成は困難なため、現行のやり方では完全には防止することは困難と思います。(それだけ未届者や誤届者、住所不明者等が現実には多いということです。) 社会保障番号等により、就職、転勤、退社、住所変更、結婚等子とあることに社会保障番号等を使用ないと手続きができないようにすれば、記録の管理はおのずと確かなものになると思います。わたしは管理社会になり反対も多いと思いますが、これ以外にないと思っています。 今回の年金記録問題については、当初の社会保険庁の対応が後手後手に回った気がしています。また、コンピューターに入っていない記録が多くあることの再周知もまったくされていませんでした。小出しにいろんなことを指摘されてからしぶしぶ出したという感がぬぐえません。これまでの本庁の責任は相当重いというのが正直な気持ちです。
2866	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	信頼を回復できるように、こつこつと地道に努力するしかないと思います。	テレビや新聞で初めて知り驚きショックをうけました。	もし本当であればきちんと納得してもらえるように調査しないといけないと思いました。反省点といえるのかはわかりませんが、安部元総理の対応がもう少し違っていたら、ここまで混乱が生じなかったのではないかなと思います。ほんの少しだけでも私たち職員を信じてもたえてたらと…
2867	地方庁	その他(社会保険事務所)		すべての資料が残っていないのであれば、完全に解決することは不可能である。 このような問題を今後起こさないためにも、国、県、市町村等のすべての行政手続きを一元化する。	超長期におよぶ記録管理の困難性、重要性。	算定基礎届等の書類をしっかりと確認するように努めた。また、自分自身でできる範囲の記録調査および、できるだけわかりやすい説明に努めた。 (7)、(8)でも記載したが、すべての被保険者記録を人間の手によって超長期で完璧に管理することは困難であったと考える。 今後は、リアルタイムで個人記録が確認できる環境整備の充実と、すべての行政手続きの一元化を進める必要があると考える。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2868	地方庁	社会保険事務所課長級以上	①930登録により確認できる年金記録の処理が大幅に遅延(1年以上) ②930該当記録の件数が未知数 ③厚年画面と健保画面相違により氏名索引不可のデータ有り (ex.厚年氏名未登録または旧姓健保画面は算定基礎で確認できるため 正当な記録(氏名変更処理により健保協会に保険証が出力されてしまうため入力不可) ④020111画面のデータ整備が大幅に遅延 照会回答票に誤出力されるため、訂正分を進達しているが、6ヶ月以上たっても補正されない。 地方庁でも入力可能に。また、057画面と連動していないため、H20年の記録でも照会回答表に「厚生年金保険」と出力されている。(理由:名称変更歴が入力されておらず、オンライン切替前の記号で出力) ⑤他庁記号訂正に伴う誤入力。(記号二重払出により旧記号で他庁が入力。決裁回送後、記号訂正率100%に近い数字。従来どおり管轄庁で 補正か二重払出該当県の注意喚起を) ⑥前事業所と後事業所の厚生年金期間が重複している場合、喪失ファイル では、後事業所の取得日に合わせて、前事業所の喪失日としており、後事業所の報酬が合算されていない事例が多数有り。 ⑦同月内得喪について、マイクロでは確認できるのに、データ収録がされていない。庁で全く収録しなかったのか、たまたま収録してなかったのか不明	①人員確保により早期解消に(1ヶ月内に開示希望) ②該当件数公表 ③従来どおり氏名変更処理において、保険証作成規制コードを設ける。 ④地方庁でも入力可能に ⑤二重払出該当県は、規制を設けて、従来どおり管轄庁入力に ⑥該当データは抽出できるので、補正対象者を抽出し、早期補正を ⑦全く収録しなかったのか、回答希望 全く収録してなかった場合、進達したデータはどうなっているのか? 収録するためのデータは存在するのか? 収録可能か?	氏名未登録者は020111画面で確認していたので、マイクロにて氏名変更入力した例も有り。(窓口相談コーナーにて検索事例多数あり。) 従来より(H4頃)業務改善に提案するも、予算がないため未登録者解消不可との回答。 また、H19.10に実施した払出簿による氏名登録も、人員、時間も確保できない事由から従来より(H4頃)提案却下。	年金相談等で未登録者が判明した場合、マイクロを添付書類として氏名変更作成(事務所作成担当者印) 従来、社会保険庁では、60歳の裁定時に記録整備という考えで、業務改善に提案した各種意見が却下されてきた。人間の記録は曖昧なので、もっと 早期から記録整備に努めれば良かった。
2869	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ない。	人員不足。特にOB等の実務経験者の活用。	マスコミ等で取り上げられたとき。	紙媒体から電算化への際、チェック体制があまかったのではないかと思う。 入力ミス等、当然予測できるので対応策が急務となる。ねんきん定期便 の相互確認により一定の効果はあるが、万全とはいえない。
2870	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在、社会保険庁で計画実行している業務を、確実にこなしていく事が必要と考えます。	5千万件の宙に浮いた年金があるとのマスコミ報道があったときは、その件数の多さには驚いたものの年金請求時点で記録の統合を行ってきた経過から、いつかは、解決されるものと考えていました。 しかし、ご本人が昔お勤めされておられた事業所名をお忘れになれてる分について、以前は、事務所側から会社名を明かすことができなかった事から、ほぼご本人の記録に間違いないと思われるものが、記録として統合できなかった事例があり、非常に困惑していたということがありました。 また、消えた年金といわれる部分については、この問題が報道される以前は、非常に稀なケースと認識していましたが、大きな間違いであったと痛感しました。 不適正な遡及訂正は、職員が関与しているとすれば、それは犯罪であり非常に道徳な事と考え	年金特別便や定期便で、お見えのお客様に対し懇切丁寧な対応を心がけ、必ずご本人が収められた保険料は、年金に反映させるとの思いで記録確認作業行ってまいりました。 この問題についての反省点については、平成9年の基礎年金導入以後積極的な記録の統合作業が十分には行われておらず、目標を持った計画的な統合作業が必要であったと考えます。
2871	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			テレビなどの報道によって、問題の存在を知りました。しかし、私としましては、その当時、この問題の重大さを認識していませんでした。	コンプライアンスに則った、業務を遂行し、問題点が起こったときには、必ず上司の指示を仰ぐようにいたします。
2872	地方庁	社会保険事務所課長級以上	個人と接触して1件ずつ記録を確認する必要があるが、高齢者は記憶が定かではない。厚生年金については会社名を伝えることができるが、早期に倒産した事業所については、詳細な住所がわからない。国民年金については、現存ファイルになっていないケースでマイクロフィルムに保管されていないものは、当時の住所がわからず、窓口での確認が取れない。 事務所では、氏名索引(ふりがな)又は会社名からの検索しかできないため、調査範囲が限られている。 残っている記録は、振り仮名の相違や登録誤り、旧姓、コンピュータの記録漏れ等錯易度に高いものが多くなっている。事務所で検索できる範囲を広げる必要がある。	平成14年度から16年度まで年金給付課に所属していたが、年金請求時に氏名索引を行い、疑いのある記録については本人に照会の上、裁定を行っていた。 しかし、現在のように会社名や所在地等具体的な情報を与えて確認していたわけではないので、判明率は低かったと認識している。本人が死亡した場合において、特に結婚する前の記録が配偶者に問い合わせても判明せず、遺族年金の受給要件を満たせない事例もあった。 なお、ねんきん特別便が送付され、内容を審査していると、基礎年金番号と同一住所の国民年金記録が存在したり、氏名索引により短期でない厚生年金記録が容易に見つかるなど、年金請求時における各事務所の取り組みに温度差があることを実感した。	ねんきん特別便が発送された当時、庶務課長として所内での相談体制の強化を行い、高齢者が多いため、市町村での出張相談を積極的に取り入れ、回収率を上げ、早期解決に向けた取り組みを行っていた。 問題点として、基礎年金番号導入前については、制度ごとに索引が必要でで請求者から記録が抜けていないといわれると調査はしていなかったと思われる。基礎年金導入後は、共通の氏名索引ができるようになったが、相談窓口担当者のやり方や審査側の確認が画一的に行われていなかったことにより、その時期や事務所により、未統合の記録を整理することを積極的に行っていなかったと思われる。
2873	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在、厚生年金に加入していたのかあるいは共済年金に加入していたのかについて不明なお客様がいるため、共済年金等の年金に関するデータを一元化し、社会保険事務所の窓口でもすべての年金の調査を機械上行えるようにすることが記録問題を解決するためによいと考える。また、年金制度の歴史(創設等の歴史)について、職員がより深く理解できるような研修があればよいと考える。(個人で資料を探し、勉強することが困難なため)	年金記録問題は、全職員対応により解決する問題と認識していました。しかし、社会保険庁職員のみだけでは十分に解決できることは難しいため、市町村職員・総務省外あらゆる年金業務に携わる役所が全面的に協力しあわなければならない問題と認識している。 年金記録問題があることは、マスコミによる報道あるいは上司により教えてもらったことにより知りました。	年金業務に携わったことがなかったため、お客様に対し十分な説明ができるように個人的に年金の勉強に励んだ。しかし、他の役所等の連携がまだ取れていないこと、また、年金制度の歴史について十二分に理解できていない点が反省すべき点といえる。
2874	地方庁	その他(社会保険事務所)	再裁定処理が、平成21年3月以前進達分の方で一年以上待っているが、未だに何の通知も来ないがどうなっているかとの相談があり、業務センターに確認すると、平成21年3月以前進達分と平成21年4月以降進達分では送捗状況が違い別で処理しているため、4月以降に進達した分の方が、処理が早いケースが多いとのことでした。	人員の増員が望ましいと思います。	生活に支障をきたす、重大な問題。平成19年夏頃知りました。	お客様の意見を真摯に受け止め、浮いた状態になってしまっている記録を、本人記録に結びつけられるよう調査しました。
2875	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2876	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		1認識について 裁定請求時に確認できなかった年金記録が、多少はあると認識していました。ただ、約5000万件もあるとは思ってもいませんでした。 2問題を知った時期について 年金受給者のかたから厚生年金期間が裁定請求時に確認されなかったというお話があり、その期間調査を受けました。調査したところ記録が判明したことがあり、その際に気づきました。ただ、あくまでレアなケースであるという認識でいました。(平成15年くらい)	1どのように対応しようとしたかについて お客さまから期間調査依頼をいただいた際は十分に調査するよう心がけました。 2反省点について 裁定請求時に記録を確認するのではなく、年金定期便のようにお客さまが年金記録を定期的に確認していただく手段がなかったことがです。
2877	地方庁	社会保険事務所課長級以上		知識のない新規採用者より、知識のあるOBを大量動員して対処すべき。 この混乱の一端に多大にかかわった連中を当然ボランティアにて。	60年間の職員と政治家の、いい加減な管理と未来の混乱を予測していた上での先送りのツケと認識。 記録保管のマイクロフィルムの読み取ることができない照射状態の悪さを見て。	三者委員会への申立時に、ご本人の記憶に頼るしかない部分も多く、当時の出来事や、いろいろなシュチエーションを話しながら思い出していただき、記録に結びつかせた。 反省点は、記録調査の担当を経験の浅い職員等に任せたこと。これによって、見つかったはずの記録、統合できるはずの記録を大量に見逃してしまっているはず。ただ、浅いところをすくって数をこなしているだけ。
2878	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	記録照会調査業務は担当者の判断が重要で、作業マニュアルはありますが、照会のあった事業所の変遷経過等を知っているといないとでは記録の発見に結びつきません、よって人海戦術みたいな作業ではなく、知識者を選定し多少の時間は要しても完全な作業をすればよいと考えています。 事業所名簿が記録に関して絶対的な考えとすれば、各県で所持してある名簿を基に照会がある	平成8年度に年金相談コーナーに在籍し老齢年金の受付時に記録が不明との問題は少なからずあり、調査の結果も不明との事でこの時に始めて記録問題を認識したと覚えています、が当時は現行のように調査の結果次第で第三者委員会に申立て等はできず調査結果が全てであり記録なしとの結果になれば了承してもらうしかないものでしたし、ないものはない認識でした。	照会のあったものについては自身の知識や不明なものについては知識者の意見等により問題解決を図るようにこころがけていてますが、自身の知識不足、知識者の退職等による知識の喪失により完全な回答ができていないのでは思います。 反省点は多々あると思いますが、反省は当然として重要なのはこの問題を完全確実に処理していく事にあるので過去の過ちを繰り返さない事が一番の反省点であると考えます。
2879	地方庁	社会保険事務所長	過去に問題視されておりますが、厚生年金記録と厚生年金基金記録に不一致記録がみられること。厚生年金基金の話では、事業主はほとんどの場合、社会保険事務所には健康保険証が欲しいので届け出るものの、厚生年金基金には届出しない事例が多いといっております。理由は事業主の保険料負担が大きいためではないかといっておりました。	厚生年金基金に社会保険庁からデーター提供をして、突合するべきと考えます。(現在進めているかもしれない。)	昨年まで、3年間厚生局に勤務して、[redacted]その間に知りました。	年金記録の不突合が複数発見されましたので、本省と連絡を取り、早急に対応すべきと意見具申をしてまいりました。反省点としては、初めの事業が持ち込まれた時点で、個別の案件とするのではなく、ほかにないか疑えば良かったと思います。
2880	地方庁	その他(社会保険事務局)			過去に補正記録担当していた時点で氏名のない記録や記録不備があることは認識していましたが、年金請求の際、職歴等から必ず確認・審査を行うものだと思っており、報道等によりこれほどまでに浮いた手番があるとは信じられない状態でした。	窓口、電話相談の際聞き取り漏れのないようこころがけて対応むするようにしました。 番号にて記録を管理する以上、一人一番号という認識を皆さんにも持ってもらう必要があると思います。また、制度事態も複雑なため、もっと広報等し誰にでも理解してもらえるようにしなければいけないと考えます。
2881	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	特になし	国民の老後の糧である年金、その記録の管理が不十分で、いわゆる「宙に浮いた年金」を発生させ、国民の年金に対する期待と信頼を損なう結果となったことは、社会保険庁に働く職員として申し訳なく、他の職員と協力して1日も早く整備が完了するよう努力したいと認識していた。 年金問題を認識したのは、平成19年の問題発生時頃です。	指示により国民年金台帳の突合等に関与した。 ハードの面も大きな原因であると思いますが、庁・事務所・市町村を含めた年金業務に従事した職員に、年金という個人の財産を管理しているという認識が薄かったように思える。
2882	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	・存じません。	・年金記録問題の解決に向けた計画によって、これまでと同様に整備作業を地道に続けながら、今後に向けては、同じ過ちを発生させないように、日頃からの適確な事務処理や記録管理を徹底すべきと考えます。	・地方庁においては、以前は記録の進達が主で、その後の年金記録の詳細な管理等については、情報の不足等もあり、認識が不十分であった。(情報の共有が薄かった。) ・5千万件の未統合記録等が問題となった時点で、この問題の存在を知った。	・厚生労働省や社会保険庁の計画・指示等を踏まえて、適確に年金記録の整備を進めていくしかないと考えた。 ・本庁、地方庁を含め、年金記録の管理のあり方の情報の共有や意識の向上の徹底が不足していたと考える。 ・国民に対する年金制度の周知徹底と年金における国民の権利と義務の周知徹底(学校や職場における年金教育の重要さ。)
2883	地方庁	社会保険事務所課長級以上	被保険者記録照会回答票(資格画面)に「＊印」のある期間の標準報酬記録が漏れている可能性。 紙台帳で管理していた厚生年金の記録の、進達におけるエラー等により、マイクロ管理している被保険者記録の標準報酬の変遷と、オンライン上の標準報酬記録が相違しているケース。	被保険者記録照会回答票(拡格画面)に「＊印」のある期間の標準報酬記録と、マイクロ管理している標準報酬記録の突合せを行う。	年金制度に対する無関心及び広報不足により、同一制度内での複数番号所持者、および、他制度間の基礎年金番号未統合により、同一人と思われる複数の年金記録が存在している。 同一制度内については、基礎年金番号導入前。 他制度間については、基礎年金番号導入後。	年金裁定請求時に、名寄せ照会、職歴などの詳細確認により未統合の年金記録を整理できると思っていた。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2884	地方庁	その他(社会保険事務局)			組織全体をあげて解決していくべき問題であると認識しており、少しでも早く記録の整備を進めていかなければと考えている。 基礎年金番号に手番を統合する処理を通じて、基礎年金番号に入っている記録がすべてではないということを、業務全体を通じて感じていた。	当時もご本人が申し出できた期間について、時間をかけ記録を探し整備を行っていたと思う。ただ現在のように年金受給者にもれていた記録がたくさんでてくるのを見ると、まだまだ探しきれてなかったのかとも思うが、どうしてもご本人の記憶に頼る部分がでてくるので、その部分との兼ね合いで統合が遅れてしまったのもあると考える。忘れても大丈夫なように年金手帳があったはずなのだが、手帳もなくしていると、どうしても統合が遅れてしまう。 また、管理していた記録にも名前や生年月日等がもれていて不完全なものが多かったため、突合に時間もかかっているのは、管理がきちんとできていなかったといわざるを得ない。 今後は、記録の整備を終えた後、年金の記録をきっちり管理していくしくみが必要だと考える。国が管理するのは当然だが、ご本人が「自分の記録はこれだ」とすぐにわかるようにカードなどに登録して、銀行のATMなどでもすぐに確認できるようにするといいと思う。そのカードに免許証や健康保険証などの機能も統一すれば、安易にカードをなくしたりもしないと思うので、何らかの重みをつけたものにしたほうがいいと思う。(通帳では記帳しなければずっと白紙のままなので、カード化できるのが理想)
2885	地方庁	社会保険事務所長	・未統合の記録の多くは、無年金者の記録や死亡者の記録が含まれており、 年金受給者や現職者より多いのではないか。	・平成9年に基礎番号制度が開始されたことにより一人1番号に統一、他手番の統合作業を実施しているところですが、本人からの申立期限(時効)を設けることは出来ないでしょうか。 ※郵政事業の休眠口座に対する処置同様に！ ・第三者委員会への申立内容も、制度上ありえないものも多く、事業所と個人の問題まで社会保険事務所の誤りのように対応しており、歯止めが必要ではないか。 ※1等級の月額変更、毎月の月額変更、事業所の加入以前の記録回復等 ・国民年金については、個人が直接納付のため、性善説で考えれば全て認めることとなるが、時間と共に申立者を増加させるだけのため、早急に認める基準を明確にし対応しないと、厚生年金以上に永遠と続くこととなる。	・現在のシステムで考えれば、入力処理等のミスは限りなく0に近い形で維持管理できますが、パソコン等の電子機器のない時代に紙台帳や原票方式での管理方法は、当時の管理方法としては最善の方法で対応していたと思います。将来の国民の生活の安定のための「年金制度の創設」は現在から見ても大変な功績だと思います。 ・台帳方式の時代の記録を確認すると、記入内容の確認はどのように行っていたのか、チェック機能はあったのか疑問ですが、台帳の更新時などは相当数の時間と労力を要したと思いますが、記載漏れや記載誤りの程度はどうだったか疑問に思います。 ・原票方式に移行後も転記する事項が多く、その中転記誤りや進達時の紛失もあったと思いますが、当時許される範囲の精度は何パーセントだったのか、もしミスは許されないものだとしたら、それだけの人員と予算配置があったか疑問です。 ・現在の管理システムも、数年後には批判を浴びるのではないかと思ってきましたが、その時々の現場職員は、与えられた業務を一生懸命に対応しておりましたが、転記漏れや記入誤りは人が手作業で管理している中、許されないものであったか、また、あった場合の対応はどのように考えていたか疑問です。	※複雑な年金制度ゆえ、記録統合に伴う再裁定に時間を要しておりますが、なぜ、記録を統合することにより、すぐに連動して再裁定が出来るシステムが出来ないのか、出来るようなシステムを作ることより、出来る年金制度にしていただきたいと思います。 (年金制度に特例が多すぎるため、スキルを持った職員がおりません)	・お客様からの調査依頼に対し、出来る限りの調査確認を実施し、回答をお出しすることだと思います。もちろん記録の漏れだけでなく制度に対する疑問や、事業所の対応誤りも多くありますが、画一的な回答でなく、お客様の納得いただけるように回答するようにしております。 ・年金制度創設以来の記録を管理しており、今後も増える一方の記録ですが、お客様からすれば将来の年金に結びつく大事な記録ですので、現在のシステムではミスは限りなく0に近いかもしれませんが、人が行う作業に完全はないことは承知しているなか、入力誤りの内容また確認作業に頑張りたいと思います。
2886	地方庁	その他(社会保険事務局)			[redacted]資格照会の事務の手伝いを行ったが、オンライン記録に収録されていない被保険者記録が存在することを知り驚いた。 年金手帳番号の払出簿、被保険者台帳の検索簿などを用いての資格記録確認の手順をそこで覚えた。その時点でもこの手順を知らずにオンライン記録の氏名検索のみ調査を行い、加入記録の調査手順を踏まず無いケースが多数見受けられた。特に東京以外の他県のケースで多く見受けられ、業務手順を理解せずに業務していることが想像でき、記録を見つけられないケースが多数あることは予測できた。 また、年金給付の担当になった際に、市区町村経由の国民年金請求の場合、厚生年金加入記録の調査が不十分であり未請求の年金が多数あることを想像できた。 国民年金に関しても、最終住所地以外の住所情報がオンラインに登録されておらず、またそれすらも収録されていない記録が多数あり非常に不安であった。	労働組合の職場要求では例年のように問題提起を行っていたが、当該記録のオンライン化については、庁側の回答で否定的な回答しか戻ってこなかった。 基礎年金番号導入時に擬重複照会・回答票が導入されたが、その照会票の記載内容が非常にわかりづらいため回答率が低く、送付時に一件一件補足説明を入れたところ回答率が向上した。 年金給付担当になった際には、年金請求者・配偶者の氏名検索を旧姓も含めて必ず行って、手帳番号が他にないか確認を行い必要ならば本人照会を行っていた。(これは庁の指示に反することであるが東京の年金給付では広く行われていたと思われる。なお、照会時には直接事業所名を教えることはせず、適用地域・業種や事業所名のヒント程度で行っていた) 年金記録問題が大きく取り上げられるようになり台帳検索(厚年080)が整備されて以降については、可能な限り窓口で職歴の聞き取りを行い被保険者記録の特定をその場で行うようにしていた。 なお、現時点で私が問題だと思う点をここに回答したい。 現在は漢字氏名検索(共通090－1)が整備されているが、窓口業務を行っている者でこの存在を知っている者が少なく有効に利用されていない。 この検索方法を利用しないと、被保険者記録がオンラインシステムに収録されていない厚生年金の旧台帳記録(主に昭和20年代以前に喪失済の記録)の存在がわからない。 私は現在遺族年金の審査を担当しているが、高齢な遺族年金請求者(主に女性)について添付されている戸籍から旧姓を調べこの検索を行うと、かなりの高頻度で未請求の厚生年金記録がヒットする。特に、大正10年代から昭和一桁生まれの女性のうち、婚姻が昭和20年代以降の方については戦時中に徴用されていた可能性が高く、本人が年金加入していた自覚がないために未請求になっているケースが非常に多いと思われる。 それ以外でも旧姓による旧台帳検索はねんきん特別便においてもほとんど行われておらず、過	
2887	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2888	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	更なる人員の増強。	年金記録に関しては、正しく処理されているものと認識していた。	指示に基づき、事務所支援などを行なった。 回答に時間がかかりすぎた。
2889	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金制度が複雑であり、年金手帳の仕組みが世間で周知されておらず、国の年金制度に関する広報不足の問題も原因だと思う。 基礎年金番号の導入前は、加入している年金制度ごとで年金手帳が交付されており各々の番号で記録が管理されていること、基年金番号への統合が必要なことを知らない国民の方も多	平成9年の基礎年金番号制度導入時に、基礎年金番号への統合の周知を徹底し、年金加入記録を整備すべきだったと考える。
2890	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない	全てにおいて公平な判断となるような方策が必要と思う。	問題として取り上げられるようになってから。	早期解決に向けて日々の業務に努めた。
2891	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	年金機構職員でなく、年金記録問題に関する専門の事務職員を雇用すべき。	これほど膨大な並があるとは思っていなかった。マスコミ発表後。	平成19年5月より20年3月まで病気休職していたため、当分の間年金問題にかかる業務ははずされていた。早急な政府からの要求に対応する体制作りができず、余計な業務量を増やした
2892	地方庁	その他(社会保険事務所)	番号が特定されている5000万件の他に旧台帳記録が1000万件以上あるが、これについては、進達漏れなどで、中間記録や喪失日などが不備であるケースや事務所所管の名簿が欠落しているケース	現行のフォローアップの拡大、特別便未回答者への戸別訪問。上記の旧台帳については、現行では記録を探してカセット解除という流れになっていますが業務センターで持つカセットをすべてオープンし、名寄せやフォローアップを行なう事(これを行なう事により、名簿欠落者でも記録を探せる場合がでてきます。) また、国民年金については、住基や戸籍情報との早期の突合が必要であるとかんがえられま	問題と認識したのは存在を知ったのと同時です。未統合記録が多数存在するのは分かっていました。正直、公表されるまでは大きな問題と考えていませんでした。	当面、特別便や定期便に関して、真摯に対応し、調査漏れのないよう十分な確認・点検をしたいと思います。 反省点としては、何故、平成9年の基番付番時に、真剣にこの問題に取り組まなかったなかったのか？特別便が解決していないのに、何故、定期便を送るのか？などが挙げられます。
2893	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2894	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	予算と人材の投入	過去の事務処理、及び事務処理手順の瑕疵、職員の指導、自覚の不十分が原因と認識していました。 報道されたことによって知りました。	お支払いいただいた保険料はすべて受給してもらえるように、また1日も早く解決出来るように年金記録問題に真摯に取り組みました。 平常業務と平行しながらの処理、また再裁定処理についても人員不足のため迅速な処理が出来なかった。
2895	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		古い台帳記録や市町村検認との突合もれ等、コンピューターや基礎年金番号への移行が不完全だったことによるものと認識していた。 平成18年ごろ	期間調査により被保険者記録の確定作業 当時は被保険者の申出による記録に頼っていたため、厚年国年記録の不整合、居所不明等記録管理が不完全だったため。
2896	地方庁	その他(社会保険事務所)		回答いただいているものに対して一件一件確実に調査・回答をしていくことが必要と思います。	2年くらい前に報道されたものを見て、たくさんの記録が統合されていないことを知りました。 現在は、可能な限り早期に解決していく必要があることと認識しています。	お申し出いただいた記録の間違いの調査や、漏れている記録の確認作業に取り組みました。 まだお若い方の場合、旧姓の手番の登録漏れなどが多く、 平成9年の基礎年金番号ができたときに登録手続きをとられていないというパターンが多く見受けられました。 年配の方の場合は、昔過ぎて記憶にないとおっしゃられる方が多く、 お客様のお話を伺っていると、昔は制度に対する広報が不足していたのかも‥と思うときもありました。 記録を収録する際のお名前の読み仮名の誤登録なども あったようなので一つ一つのことに気をつけ、 注意深く仕事をしていく必要があると感じました。
2897	地方庁	その他(社会保険事務所)		人介戦術で対応するしか方策がないと考えます。しかしながら、オンラインで確認できない記録が多い(カセットオープンされていないため、オンラインでの照会はおろか統合処理も進まない)ため、まずはオンライン上で全記録を確認できるように策を講じるべきではないでしょうか。	国の制度にもかかわらずあまりにもいい加減すぎる実態があると認めざるを得ませんでした。しかしながら、日本国民全体の意識・認識(事業所を変わる毎に番号の払出を受けていること、手帳の交付を受けていながら安易に手帳を紛失していること、基礎年金番号制度の発足時に他手番があるにもかかわらず統合のための連絡を一切しないで現在に至っていること等)にも問題があるのではと感じます。	自身が知り得ている情報を礎として、窓口等で丁寧に対応してきたつもりです。 事務処理を担ってきた社会保険庁職員(特に、現在は退職しているであろう昭和時代の職員)の意識・認識の低さ及びいい加減さが第一の反省点ではないでしょうか。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2898	地方庁	その他(社会保険事務所)			将来の年金へ繋がるお客様の大切な記録が、統合もされず、十分な管理がされていなく、もらえるべきだった年金ももらえてない現状があるとは驚きました。年金請求時点や基礎年金番号が発足した時点できちんと記録の整理をやっておくべきものであったのではないかと思います。それと、これはお客様の対応をいていて思うことですが、市町村が管理していた時代にしっかりと適用事務や制度の説明ができていなくて、(「役場の方に今は入らなくていいといわれた」とか「払わなくていいといわれた」という方が1つこういます)未加入状態が長くある人とかもいます。年金というものは、将来の生活をしていく上での収入源でとても大切な存在ですので、その記録がきちんと管理されていないということは、とても重要な問題だし、あってはならないことだと思います。 私がそのような問題が存在すると知ったのは、免除問題があった平成18年か～19年にかけて	お客様の大切な記録ですので、窓口に来所されたお客様には自分の記録を確認してもらうとともに、もれがあると言えば、できるだけお客様の記録が見つかるよう本人の記録をたどり、いろんな方法で検索し、本人が忘れている場合もあるので、氏名索引等を必ずするなどの対応しました。 反省点として、やはり年金裁定時での記録確認の不十分さ、基礎年金番号発足時点での記録確認・統合作業の不十分さが反省点にあげられると思います。 お客様は、将来の自分の生活のために、高い年金を必死で納付している人もいます。職員全員が、個人個人の記録の大切さを十分に理解し、一人一人の記録を40年きっちりと管理していく必要があります。年金問題が騒がれる世のなか、国民も年金に対しての意識が変わってきているので、今がチャンスと思います。個々の年金記録に対して、お客様の立場に立ち、誠意をもって対応していくべきだと思います。
2899	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成9年に基礎年金番号が導入され、統合されていない記録が消えた年金といわれていると初めは思ったが、名簿とWMの記録と名簿の記録がちがったり他人の記録が収録されていたり、年金記録に携わり驚くことが多かった。 平成19年に年金問題が取り上げられたときにはじめて知った。	社会保険全体がお客様からの申し出があってからの対応だったので、こちらから連絡し一件でも早く年金問題が解決できるように、職場全体で取り組んでいる。 記録に名前が入っていない記録、補正が必要な記録が多いので、早急に取り組まないと解決しないと思われます。
2900	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2901	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2902	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成9年に基礎年金番号の制度が施行された時、設定された基礎年金番号以外の番号(手番)を保有している人は返信葉書で申し出て、統合していこうと社会保険庁は考えたようであったが、その当時現場では、被保険者も気づかないだろうし、手帳も紛失している人がほとんどだろうから、宙に浮いた手番の統合は進まないだろうと職員同士で話していたのを記憶している。 まだ年金に対する関心が低かったことや、予算の関係でこのやり方しかできなかったのかもしれないが、もともと厚年・国年別々に管理していたのだから、年金請求の際に加入記録を確認してもらって裁定手続きをしているので漏れることは無いと思っていた。 特別便のようなものでも送っていれば別だが、基礎年金番号の通知だけでは宙に浮いたままになると思っていた。	対応については、自分はその当時厚年の適用を担当していたので、資格取得時に手番を確認しながら処理をするなど、できる範囲で統合を進めた。 反省点は基礎年金発足時に現在行っているような被保険者に対し加入記録の確認を行わなかったことだと思う。
2903	地方庁	その他(社会保険事務所)	旧台帳の記録でカセット照会が必要なものが多い。照会が完了していないと氏名索引が行えないため。		いわゆる年金記録問題とは様々な事例が混在しているため質問の趣旨がどの部分を指すのかがわかりません。 ただ、未統合の手帳番号が多数存在していることは基礎年金番号導入以前からわかっていたはずだと思います。	年金請求時の氏名索引等により統合漏れの記録がないかを確認していました。 反省点としては氏名が登録されていない記録や誤って登録されている記録の多さを認識していなかったこと、ねんきん特別便発送以降、記録調査を行うにつれ、調査のノウハウが少しずつ理解できてきたと感じており、当時の調査が不十分であった点を反省しています。
2904	地方庁	その他(社会保険事務所)			特に問題とは認識していませんでした。この報道されたときに初めて知りました。	通常の業務に加え特別便の処理、窓口、電話等でのお客様にご納得いただけるまで対応させていただきました。 もう少し早く問題として認識していたらもっと迅速な対応ができたと思います。この問題について再認識しさらに努力していきたいと思います。
2905	地方庁	その他(社会保険事務局)	無いと思います。	基礎年金番号に統合されていない手帳番号が、誰の記録かを特定しなければならないのですが、これまで特別便、定期便(継続中)の送付、フォローアップ、名寄便や黄色便等々の対応をし、また今回、市区町村への協力も行なうこととしたので、これらの記録確認作業を確実に行なっていくことがまずは大切であると思います。 特別便等の送付物が未送達の方々は、記録の確認自体をされていない方も多いと思うので、この方々の住所の把握のために、市区町村の協力を得られるようにしていければと考えます。 年金請求前の方は、請求時の記録確認をしっかり行なうことが必要です。 その他には、正直今、思いつくことはないです。	今となってですが、基礎年金番号導入時に他の手帳番号があるかの確認をきちんとしておくべきだったと思います。 年金請求時に記録は確認してるので、漏れはないと思っていましたが、記録の管理が適切にできていなかったとは知りませんでした。 記録問題は、今回の問題が起きて初めて知りました。	19年12月の特別便送付時は、事務所に在籍していたので、連日来訪される方々の応対と記録を確認することで手一杯でした。 来訪数が落ち着いた後も、相当数の記録確認の申出があり、その確認作業に追われていました。 問題の一つは、紙媒体で管理していた記録が、オンライン導入時に完全に反映されなかったことだと思います。 現在、紙の記録とオンライン記録の突合の準備がされていますので、一刻も早く記録照合をし、漏れている記録をオンラインに反映し、再度本人と思われる記録はお知らせし回答をいただくことが必要だと思います。 また、先にも述べましたが、基礎年金番号導入時に、手帳番号の存在はわかっていたので、年金請求時に確認とのスタンスではなく、特別便のような形で対応すべきだったのではないかと、
2906	地方庁	社会保険事務所長		年金記録問題を専門に取り扱う、年金機構とは別組織を立ち上げOB職員、再就職先の決まっていない経験豊富な職員等で対処する。 大幅に職員数が減らされており、また未経験者を多く採用する新体制では、通常の業務そのものの処理が危ぶまれているなか、年金記録問題への対応はこれまで以上に困難と思われる。 また、多くの人員を必要とするが、未経験者を多く雇っても処理能力は限られており経験者を活用することが解決への近道と思われる。	国民年金を担当していたとき、オンライン記録で厚生年金加入等で資格喪失している記録に死亡情報の入力ができないため多くの記録が残ると感じていた。 現在のような記録問題については。新聞・テレビ等で騒がれたときに内容を知らされた。 多くの職員は、記録問題の全体を公表されるまで知らなかったため、そのことも問題と思う。	OB職員の応援を得て、職員と合同で解決に努めてきた。 多くの事務所が欠員状態のなかで、記録問題解決を優先に行っていることから、本来の事業が進んでいない。そのことが後々新たな問題を起こす可能性があるなど、制度に事務処理体制が追いついていない状況がある。 また従前は、年金よりも健康保険が重要視されていたときがあったり、問題の情報が共有されていなかった。 できる限り早期に記録問題を解決し、今後このような事態を起こさないように努めなくてはならない。
2907	地方庁	社会保険事務所課長級以上			大変な負の問題。お客さんの対応が職員だけで可能か。若い職員への研修もなく対応が可能か。 平成19年始めころ。	全てのお客さんが「自分の身内だったら・・・。」と考え言いたいことを言ってもらえるような親しみのある対応を心がけ、一人のお客さんが何度も事務所に通うようなことは避けたいと思った。 国会で追及され難しかったかも知れないが、結果として一人の人に色々な種類の特別便を何度も送付するのではなく、記録の徹底整備を行ったうえで特別便を送付すべきではなかったか。 保険庁(業務センター)へ再裁定が進達される前の段階で、混雑している地方事務所に一人ずつでも長期的に職員を送り込んでいれば混雑緩和及び再裁定要員の業務センターへの集約時においてもっと協力的になれたと思う。
2908	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
2909	地方庁	社会保険事務所長	特にありません	現在進められている作業工程を、着実に実施していくことが重要であり、人と時間を惜しまずに丁寧に作業に当たることが必用と考えております。したがって、特効薬となるような方策は思い当たりません。	平成9年に基礎年金番号が制定された際に、各制度ごとに設定された年金手帳記号番号の統合作業が始まりましたが、その頃は年金請求のときに統合できればなんら問題になるものとは考えておりませんでした。そのため、基礎年金番号通知の回答が得られない方への督促も行わず、被保険者等からの問合せに対しても、「年金請求までに統合できれば良いものであり心配ありません。」といった内容で説明していたと記憶しております。したがった、現在のような大きな問題に発展するとは認識しておりませんでした。この問題を具体的に問題と認識した時期は、「5000万件の消えた年金記録」の報道がなされた頃でした。ただし、いずれ統合すればよい記録であり、それほど大きな問題に発展するとは考えておりませんでした。この考えが大変甘い考えと気がついたときは、社会保険事務所に連日長蛇の列ができ窓口が混乱してからでした。	現在、記録問題の解決を図ることを最重要課題として、社会保険庁をあげて問題解決に取り組んでいます。そのため、現場である社会保険事務所では本庁指示に基づき作業を実施してきました。また、作業の仕掛けを本庁で行い現場は処理を進める役割を担っておりますが、現場の準備が整わない中で新しい仕掛けがどんどん仕掛けられて、現場での対応が追いつかず後手後手に回るという状況が多々見られました。これは、本庁が現場の進捗状況を把握したうえで指示を出していたのか？現場がスケジュールを意識して事務処理に当たっていたのか？の2点の疑問が残ります。
2910	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2911	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	これまでの取組以外の方策は思いつきません。	5千万件については、これまでの所属で年金記録に直接携わる期間が短かったこともあり、これほど大変なことだったとは思いませんでした。未統合手番について、基礎年金番号導入が平成9年と歴史が浅く、年金裁定時に収録する以外手段がないと思っていました。いろいろ公表されてから知ることが多かったです。報酬の問題については、平成10年に業務課を初めて経験し、事業主から提出される資格取得届や算定基礎届を数多くみてきたなかで本当にこんな低い報酬なのかと疑問を持つことが多くありましたが、事業所調査も毎年全ての事業所を呼び出しすること	未統合手番については、基礎年金番号の導入が遅すぎたともいえますし、年金制度運営上の問題があったと思います。現場でこれをしておけば防げたのにと言うのは思いつきません。 報酬については、事業所調査に力を入れていくべきであったと思います。
2912	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	これまで行ってきた、本人記録と思われる方々を訪ねて確認していく他に見当たらない。	オンライン化前の記録管理に対する事務が、個人単位ではなく事業所単位で行っていたため、本人の申出なくして加入記録を確認することができず、また、転職の際に年金番号を本人が既に附番されているはずなのに事務処理が滞るからと思われるが、また、本人が年金手帳(当時は被保険者証)を所持してさえいれば記録確認はいつでもできると考え、安易に新規附番することがありすぎたために、記録が分散してしまったと思う。 現在のオンラインによる個人単位の記録管理や氏名検索及び事業所検索等ができない手管理の事務処理では管理する膨大な記録(データ)のことを考えるとこうした問題が生じたのは必然だったとも言えると思います。 この問題の存在を知ったのは、国会で取り上げられた時からで、記録補正をするようになってから。 ただ、年金請求の窓口担当者等は、請求に来られた被保険者の申出による事業所記録の確認(他管轄への照会等)ができないこととか、本人が事業所名を思い出せないとか、今回の記録問題に関連するようなことは感じていたのでなないかと思います。	旧台帳記録での本人への確認や、フォローアップ照会等を担当し、受給者宅を訪ねた時など、なんとか本人の記憶を呼び起こせるようにしたいと思いながら、未統合記録を本人の元へ戻し本来の年金受給に結びつくように考えていた。 この問題の原因は先にも記載した他には、オンライン化のデータ収録後の確認作業を行っていない、行ったとしても簡易すぎたのではないか。また、基礎年金番号への手番統合も年金受給の時に統合すれば大丈夫という認識が強くあり、あまり積極的に統合するという姿勢ではなかったことも記録分散を放置したともいえ、反省すべきことと思う。
2913	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	年金業務に従事した職員が減っていく中で、短期間では解決できません。 経験者の力が必要だと思います。通常の業務とあわせて解明していくのではなく、専門に従事する人員を増やしていただくようお願いします。	平成9年に基礎年金番号が導入されましたが、厚生年金保険のオンライン記録に収録されているカナ氏名や生年月日が実際のものと相違しているため、基礎年金番号に統合されず手番のままになっているものが多いと認識していました。	平成19年7月頃に管轄の全市町村で年金記録相談を実施したときや、窓口対応の際は、職歴のほか、旧姓や間違って名前を言われることがなかったか、勤務したとき職場に届出(申出)した生年月日等を聞き取りし、記録がないか調べました。 反省としては、当時、私は氏名が収録されていない記録が多数あることを知らなかったのですが、氏名等の収録作業を終えた後で年金記録相談を実施したほうがよかったのではないかと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2914	地方庁	その他(社会保険事務所)	標準報酬月額の届けが実際の報酬額より少なく届けられていたり、月末退職のはずが、喪失日が月末で届けられていたりといった事例が、多く見受けられました。	標準報酬月額や月額に応じた保険料を、被保険者にそのつど周知する必要があると考えられます。 被保険者がその事実に気づくのが何年も経ってからでは、記録の修正に時間や手間がかかったり、記録の修正ができなかったりする恐れがあります。	年金記録の管理は将来の年金給付に影響を与える重要なものであり、この度の年金記録問題は、国民の皆様から信用を失ってしまうことは避けられないものだと考えます。 この問題を知ったのはまだ入職前であり、将来自身も年金を受け取る側になることなど考えることがなく、その問題を身近に感じることはありませんでした。しかし、この度謝があり、年金記録問題に関わり仕事をしていくうちに、年金記録問題の奥深さ、年金記録管理の大切さを知りました。 日本の社会保障の柱である年金制度を、より良いものにし、国民の皆様の信頼を取り戻していく	誠意を持ってお客様対応をし、年金記録の調査や説明に誠実に取組み、第三者委員会への申し立てなどを含め、記録の整備に当たって、できる最大限の努力、提案を行うように努めた。 問題を放置せず、記録の整備を定期的に行うことができれば、今後このような問題を減少させることができるのではないかと考えます。
2915	地方庁	その他(社会保険事務所)	人員削減が進むにつれ、本来急務であるはずのねんきん特別便の事務処理のペースが低下しているように思えます。	単に人の数を増やすのではなく、経験のあるOBの方にも応援を要請するに加えて、知識・スキルのない人に対しての徹底した研修を行う等して、「その知識。スキルをもって記録問題を解決できる人の数」を底上げしていく必要があるかと思われます。	平成19年初頭に、年金記録問題が世間一般に注目され始めた事を記憶しています。 自分は[redacted]一刻も早く知識・スキルを身につけ、関わっていくべき事であると認識しておりました。	今現在も変わりませんが、まず無知からのスタートであるため、ひたすら経験と知識を身につけていく事で、その解決の一部にだけでも関わっていく意識を持ち続けていこうと考えました。 しかしその意識が強すぎた弊害として、今までに幾度となく、その状況下に応じた適切な対応が取れず、結果的に先輩や上司にご迷惑をおかけしたことについては、自身反省すべき点であると考えております。
2916	地方庁	社会保険事務所長	ありません。	1年金記録問題を対応する職員数の増員を図っていただきたいと存じます。 年金記録の管理は、その時々や各県によって、多少相違があります。昭和62年以前の記録管理は、紙台帳による管理が主流で、その記録方法や紙台帳の形式も相違しておりますので、当時の経験や知識があるOB職員の確保・活用が必要です。そのための予算措置やOB職員に対する連絡方法等をご検討いただきたいと存じます。 2年金記録問題対応に関する事務処理について、全国統一したマニュアルはお示しいただいておりますが、受付簿ひとつにおいても画一されておりません。また、お客様への回答文書等も各事務所で相違しておりますので、事務処理の効率化を図るために、各県から情報を所得していただき、もう少し進んだ処理方法の画一化をお願いいたします。	採用時において、最初に先輩職員から言われましたことは、年金記録は、長期に渡り管理されるものであり、あなたのミスが将来の大きな問題となることを十分認識すべきである。ということでした。また、同一の年金制度で、年金手帳番号を複数お持ちのお客様や年金手帳を再交付されるお客様が多いことについて、何故なのか、その防止方法は無いものなのかということでした。 年金記録問題が発生することは、自分の使命が果たせなかったということだと思います。	1件1件丁寧に迅速に対応することを心がけ、お客様をできるだけお待たせしないための、事務所の体制整備と事務処理方法を検討してまいりましたが、目標とする結果には至っておりません。年金記録問題の対応件数の把握と、それに見合うマンパワーの確保等体制整備が十分に図れなかったことが残念です。
2917	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません。	1未解決とされている約1600万件について、氏名漢字収録と払出簿との突合確認を実施する。 2記録が未収録の旧台帳について早急に収録する。(照会の回答処理に支障が出ている。) 3上記1・2が終了後に漢字未収録データーについてすべて氏名漢字収録を実施する。	以前より、年金に結びついていないデーターがあること、また、氏名が収録されていないデーターがあることも(無年金者記録)認識していました。 一方、年金は、本人から申し立てがあれば、紙台帳等の調査により確実に年金に結びつくと考えていたことも事実です。 年金記録は、戸籍との突合がされていないことから、氏名や生年月日に誤りがあること。また、住所を収録していないことなどから、資格喪失すると社会保険庁から本人に連絡方法がなかったこともこのような結果となった一因。(PCが導入された昭和40年代初め頃から国民総背番号制を導入していれば……) 浮いている記録が大量にあることは、報道により知りました。	問題が公になった後、氏名が収録されていないデーターに漢字氏名の収録を試みたり、WMのデーターと払出票の突合した結果「氏名・生年月日・性別」が相違するものがあったことから、これらの調査を実施し誤りを訂正するなど、年金記録問題解決に努力しています。 申請主義に頼り、旧台帳記録を収録しなかったり、氏名の漢字収録をしなかったりと、行政として最大限の努力を行ったとは言いがたく、国民の期待に応えられない結果となった。
2918	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	(6)の回答のため、方策はありません。	未統合の記録については、お客様からの相談や期間照会、年金請求時の確認等により、これまで整理をしてきましたが、非常に多くの未統合記録があり、国民の皆様が加入・納付した記録が年金額に反映されていない等、年金記録問題以降、大きな問題として認識していました。 未統合の記録が5万件あることは、社会保険庁の公表により知りました。	国民の皆様一人ひとりに対して、丁寧に説明・相談するよう心がけ対応しました。 現在のような機械管理であれば、国民の皆様の記録を管理することは出来ると思います。しかし、制度発足時から管理ができる制度設計ではなかったと思います。
2919	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2920	地方庁	その他(社会保険事務所)			国民年金記録が、市町村で確認保管されていない。昭和61年 事務所の厚生年金記録(紙名簿記録)がカセットで収録もれとなっている。昭和61年	年金請求者から裁定まで6ヶ月も待機期間が必要な時期で期間調査事務も現在と同じ処理でした。社会保険庁でのキーパンチャーで処理が追いつくのか不安を抱えたまま20年間放置された当時の管理者・労働組合は、許せない。 予算措置を早く採っておれば今日の年金不安は解消できたはず。
2921	地方庁	その他(社会保険事務所)	管轄外の市町村より転入されてこられた1号被保険者のお客様が免除の申請を出された際、転出してきた所得情報を所有しているであろう市町村に対し所得情報の開示を文書にて求めたところ、個人情報の保証を理由に回答してもらえない市町村がある。国民年金法上市町村に対し情報の提供を受けることが認められている旨、条文を送付状に載せ、公印押印しても回答してもらえない市町村がある。最終的に本人様より対象年度の所得証明の提出を求める形となるため、スムーズな行政サービスとは言えない状況がある。	厚労省より各市区町村長に法律の周知ならびに協力要請をお願いしたい。	平成16年適用課に在職していたときに他府県等で払い出した手帳番号で統合されていないものが存在することを知った。その後、年金記録問題として取り上げられ電子化の際、登録誤り(氏名の読み、生年月日相違等)があることを認識した。	ご来所いただいたお客様に一件一件勤務した会社の名称、所在地等当時の話を伺い、年金記録を窓口端末、マイクロ、旧台帳等の確認を行い。場合によっては第三者委員会に進達を行っていた。問題点としては時間と手間がかかり過ぎ、お客様をお待たせしてしまうこと、それに伴い他業務への影響が出てしまった。
2922	地方庁	その他(社会保険事務所)	社会保険庁が保管している旧台帳が、いまだにカセットのままで、記録が、オンライン上に、載っていないものが、かなりある。 受給者死亡で、名寄せで、本人のものと、思われる記録が、出てきても、本人確認が、出来ないケースが、たくさんある。 特別便の、記録照会の、対応にしても、本人の、記入している事(事業所所在地、事業所名)のみの、調査でいい。とりあえず、12月中に、全ての調査を、終えろ。という、事務局の指示の下調査をしているが、これでいいのか。という思いが、常に有る。 又、事業所検索システムで、他県分の、調査も、事務所で、おこなっているが、やはり、他県事務所分に、かかる、昭和36年以前の、記録照会は、多庁照会を、おこなうべきと思う。	とりあえず、社会保険庁の保管している、カセットを、早急に、オープンすること。 過去、期間照会業務に、携わって、スキルのある職員を、記録問題に、集中させる。 単純に、人さえ増やせばいい、というものではないと思う。 新たな記録問題を、発生させないため、又、第三者委員会に、申し出する人を、増やさない為にも、もっと丁寧な、調査を、すべきだと思う。	以前、年金給付課に、配属された時、窓口で、本人確認する際に、会社名は、教えるな。頭文字だけの、ヒントで、本人が、わからなければ、記録統合しない。という、指示で、相談者に、対応していた為、将来、この記録どうなるのかな、と思っていた。 又、そのころは、氏名検索が、カタカナだけのため、読み間違い(それも、とんでもない読み間違い)が、非常に多かった為、見つけられない記録が、多々有った。 旧台帳のないもの、読めないものも、多々有った。 将来どうなるのかと、思ったのは、オンライン導入時くらいの時です。	相談者に、なるべく思い出してもらえるように、事業所の、業務内容、事業主等、ヒントになるようなものを、たくさん、提供した。 また、上司等に、県統一で、情報提供の範囲を広げてもらうよう、要求した。 もう少し、その時に、きちんとした、庁、あるいは、県としての、対応をすればよかったとおもいます。 被保険者の、立場になって考えると、云う事が、出来ていなかった事が、全てだと思います。 仕事に対する考え方が、甘かったと思います。
2923	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	既に報道等されてきた年金記録問題以外に承知しているものは、特にありません。	現在、大臣から指示がきている予備的調査(サンプル調査等)及び年金記録回復委員会の審議結果を踏まえて、向こう2年間ぐらいで大部分の記録等の整備の上、国民に対し終息宣言を行い、一旦決着をつけた方がよいと考えます。 ※当然ながら未解決のものは、継続して調査等を行う。	将来の年金請求に向けて、国として責任をもって正確に管理しなければならない記録に相違があったとすれば、国民の信頼を裏切る大問題であると認識した。 また、基礎年金番号導入前から国民年金の記録は、市町村と連携してきたことから、ほぼ間違いないものと思いつつも、厚生年金の記録は、事業主の申請(特に公的証明等の添付なし)により適用処理等を行ってきていることから、被保険者によっては、年金手帳を複数保有したり、偽名・偽生年月日で登録されたものなど累積した結果が今回のように莫大な件数に波及したのではないかと思った。	地方事務局へ出向していた平成19年に問題が発表されたことから、事務所の年金相談窓口支援においては、来訪者の方に、現在、庁で管理している記録とご本人の記憶に誤りがないか1件1件丁寧に聞き取り調査等を行った。 基礎年金番号の導入は、平成9年1月に実施されたが、当時は国民の年金に対する意識も現在より低く、かつ年金番号の統合処理のみに着目して行われた経緯があることから、当時に基礎年金番号の導入の目的や年金制度に対する周知・広報、併せて個人加入記録の確認まで行われていれば、現在に至るまで、ある程度の問題の解消が図られたかもしれないと感じた。 ※わかった時点の問題(早いか遅いか)だけかもしれないが。
2924	地方庁	その他(社会保険事務所)			個人の記録なので正確に管理すべき問題。 平成19年。	過去の誤った記録を正常に戻すよう記録を調査した。 杜撰な記録管理。
2925	地方庁	社会保険事務所長	ありません。	年金記録問題を解決するのは非常に困難と考えています。特に、すでに亡くなられている方の記録については御本人からの申し出が得られないので非常に厳しいと思います。1件1件丹念に調査するしかないと思います。 厚生年金については、事業所に保管している従業員名簿や社会保険の届書を事業所から提出していただいて調査することも必要かと思います。 今後については、あらたな記録問題が発生しないように、職員に対して年金記録に関する研修を毎年実施し、年金記録問題を忘れることのないようにすることが必要と考えます。 また、標準報酬月額等については、決定の都度、御本人に算定の根拠を含めて通知することが必要と考えます。 社会保険の適用に関しては、現在の4分の3という基準では、あいまいなため職員の見方によって適用されたり、されなかったりすることが起こりうるので、1ヶ月何時間以上といったように基準を明確にすることが必要と考えます。	平成19年に年金記録問題が大きく取り上げられるまで、このような問題があるとは認識していませんでした。	年金記録調査については、ご本人の申し出に対して、事業所に照会し、同僚から話を聞く等して調査していましたが、照会件数があまりにも多くてそこまで調査することができませんでした。これが、反省点です。 早期解決ということで期限を付けて作業を行っていますが、困難なものについては、時間をかけてでも調査していければと思います。
2926	地方庁	社会保険事務所長	ありません。	・集中部門により、集中的に処理をおこなう。 ・そうすれば、ノウハウも共有され、システム開発も進み、年金記録問題の解決が効率的に進みスピードアップすると考える。	・大変遺憾な問題であり、記録相違の多さにびっくりした。 ・テレビ報道がなされた頃。	・亡くなられるお客様もあり、早く問題を処理すべく、全力で対応した。 <反省点> ・年金手帳は一人1冊である等、国民への宣伝が不十分であり、転職するたびに新規扱いとなっているケースが多見された。テレビ等利用して十分に国民へ宣伝する必要があった。 現在も、年金の大切さ等、国民への宣伝が不十分と考える。 ・本部等の情勢判断力、計画性、現場の状況認識力が不足しており、急ぐばかりで結果的に事務処理に混乱を招いたと考える。 スピードは大切であるが、国民・事務所が混乱しない様しっかりした計画のもと指導して頂きたい。 ・不完全なシステムでの記録検索・他事務所でないと処理できない等時代遅れのやり方で、大変
2927	地方庁	その他(社会保険事務局)	20歳時点で共済組合に加入しているが、居所と住民票上の住所が一致しないため、基礎年金番号を二重に付番されるケースが多い。また、住民票上の住所に職権で国民年金加入の連絡を行なっても、家族や本人は共済組合に加入している意識があるため、国民年金の基礎年金番号は未納のままとなって架空の未納が増え続ける。国民年金の番号を取り消すには、もう片方の番号と同一人物である調査結果が得られなければ取り消すことができないため、自衛隊駐屯地など、全国異動が多い公務員の職場を管轄する社保では対応に苦慮していると思われる。 20歳未満から勤務している者の厚生年金の基礎番と、20歳の国民年金の基礎番でも同様のケースがあり、家族に文書を送り回答を依頼しても、反応が得られないこともある。	基礎年金番号の登録住所と、住民票上の住所の完全一致させる。 厚生年金、共済年金ともに、届出時に住民票の添付を求めるか、住基番号の登録を求める。 住所の異なる同一人物の疑いあり基礎番が発生した際に、事業所や共済組合から、従業員の居所・住民票上の住所の調査依頼をできるようにする。	平成9年以前の、年金番号管理情報の少なさと、保険者・被保険者の年金番号管理に関する意識の低さから起こった当然の結果だと認識している。 記録問題の存在は、平成11年の入庁当時年金給付課所属だったので、そのときからわかっていた。	入庁当時から、氏名の読み方を変えて氏名検索を行なったり、記録に不審な点がないか被保険者に確認をとるように心がけてきた。 記録問題の反省点として、日常業務の誤りが記録の誤りに直結することを再認識すること、届書の情報をなるべく長い期間保存すること、年金の記録を構築する際に、本人の正しい登録情報を求めることがあげられると思う。
2928	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	出来る限り記録判明に取り組み、判明した方には変更した金額をお支払いすること。	消えた年金記録の報道により。加入の際、年金番号を払い出ししていたことが問題だったことに気づいた。	現在は、可能な限り、年金番号を探し、本人と確認できたところで統一している。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2929	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に目新しいことはありません。	具体的な作業は特にありませんが、早く性格にの全職員が意識して、また意識させて取り組むことが必要だと思います。	組織全体で早急に取り組み解決しなければならない問題であると認識していた。 問題把握時期について旧台帳の不備をしったのはマスコミに報道されてからになります。 未統合については、基礎年金番号制度移行後の名寄せの回答率の低さは認識していました。	もっと早く名寄せを社会保険庁が真剣に取り組むべきだったと思います。 旧台帳については当時の組織、職員の思慮不足と思います。
2930	地方庁	その他(社会保険事務所)		本来業務が圧迫されている状況にあり、記録問題解決を優先しておこなうためには、期限つきで事業を縮小するなどの対策を講ずる必要であると思います。これまでは年金記録問題の解決が最優先課題といいながらも片手間で記録問題、本来業務をこなしていたため、双方が中途半端になっていたのではないかと感じます。現場の実態を考慮し、人員の体制をさらに強化するなどの措置が必要。	平成2年に採用となり、最初に配属されたのが適用課でした。当時は厚生年金の制度内であっても、転職時に前の手帳を提出しない場合、他の番号の払い出しを行っていた。 基礎年金番号への統合作業についても最終的には年金を受給をされる際に履歴の突合作業を行い、同一人の可能性のある受給権者にお知らせし、基礎年金番号に統合を行っていたために、結果的に今回のような「宙に浮いた年金記録」という表現が正しくないにしても、基礎年金番号に統合されない手番が現在でも存在している状況にあると認識している。	2号被保険者の取得届の提出は事業主に届出の義務があるため、年金番号の記載がないときは、事業所へ連絡または関係届書を返戻し転職前に厚生年金に加入していた履歴がないかの確認作業を徹底して行っていた。 年金番号を新規で発行することに抵抗がなったこと、また、平成9年1月から1人1番号の基礎年金番号を導入した際、複数の年金手帳記号番号の統合を行う作業が不十分であったことが反省点である。
2931	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に存じません。	特に思い当たりません。	複数の年金制度ごとに番号が設定され、同一制度内においても住所・氏名の変更、転勤・転職により複数の番号が設定されやすい年金制度・行政そのものに問題の原因があったと認識。 昭和60年採用時、適用課資格係にて業務を行っていた当時より感じていた。	記録もれと思われる事象が判明した場合は、業務のいっかんとして、ほんにんにれんらくをとるなど、かくにんにつとめた。げんじてんにおけるはんせいてんについては、こじんてきにおもいあたることはない。ぎょうせいとしては、きそねんきんばんごうどうにゅういぜんのねんきんきろくのせいりについて、しゅとしてできようかんけいのとどけで(しゅとくとどけなど)、ねんきんのさいていせいきゅうをけいきにおこなおうとしていたとかんじているが、もっとじんそくなたいおうがあれ
2932	地方庁	その他(社会保険事務所)	H21.2月採用のため、特にございません。	現在もてるツールを最大限に使い、どのスキルレベルの職員、アルバイト職員でも処理が行えるように細部に至るまでの業務効率化。簡素化。平易化。 制度上権限が定められているもの以外であれば、職員にしかできない(操作がわからない)などという仕事の区分けは不要である。だれでもできるようなツールを作れればいい。 処理の面から見た制度の再設計、また、設備投資。 例えばかつては事務の煩雑さを緩和するために定められた標準報酬月額等の制度が、今となってはミスを誘発する原因、処理速度の低下、違法行為(改ざん等)の道具となってしまっている。 電算機器がここまで発達してきているのであるから、制度上も含めて処理を大幅にスリム化できるはずである。 すべてにおいて、日々世間一般からかけ離れた暮らしをされておられる上層部の方々が、まったく現場から乖離した想像だけで企画をし、さらに未完成のまま見切りスタートをするようなことを、まず、やめる。	国家事業として大変におそまつだと思います。(H21.2月採用) マスコミ報道で知りました。	対応: お客様のデータの一つ一つを濁点ひとつ粗末に扱わない。 反省点: 忙しい、人手が足りない、だからやってられない、と、確認作業をおろそかにしてきたこと。 事業所から提出を受けたものをそのまま鵜呑みにして、適当な記録を残し放置してきたこと。 税務署、市区町村等関係官署と協力連携して一人一人の加入者についての後追い確認を届出受付時にその都度、常にこちら側で行うべきだったこと。 制度の処理の面から見た設計、メンテナンス、また、必要な設備投資をまったく怠ってきたこと。 職員一人に一台の端末が行き渡っていないような現場の現状を、結果として放置してきている、電話がまったくつながらない状況を改善しようとしない(現場では改善したくともできない状況におかれたまま放置)等、運営についての権限をもつ上層部の業務へ取り組む感覚のマヒ。 厚労省、庁のあまりの現場感覚のなさ。まるで無視を決め込んでいるかのごとく現場の声を反映させない、従っていればいいという信頼関係の完全なまでのなさ。
2933	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	現在、WMによる作業が主ですので、「930照会」や船員の年金などについても記録を見れるようにしていただきたい。未統合記録については、特別便が終了しても、残ることとなるでしょうから、後は本人と思われるものは、個々に対応するしかないと考えます。その他の問題についても	平成2年頃、「期間照会」の係りを担当した時、古い記録を見ることとなりましたので、統合されていないものがあることはわかっていましたが、年金記録問題がでた時、基礎年金番号に未統合の新しい記録も含めて、記録の統合を再認識したところです。	年金記録問題がでた時は、来客の対応に追われることとなりましたが、本人より、職歴等できるだけ詳しく聞くということでした。反省点としては、広報や本人への通知が分かりにくかったと思っています。
2934	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にない。	我々の組織や職制の問題はともかくも、いわゆる「消えた年金」問題は相手が国民であって、待ったなしの状況であることからすると、2年間というリミットはあまりにも短すぎる。 この短期間に解決をみるためのマンパワーは、数は勿論のこと現職が何よりもみるべきものを感じるため、この際、一律の軽処分者に対する分限免職を非常勤職員へと緊急に転換を図り、組織より年金問題解決への方策を最優先すべきである。 まだ間に合う。	すべては、長年に渡る制度設計の裏側に「裁定請求時に年金記録は整理すればいい。」とした本庁・地方の安易な発想がそもそもの問題の遠因であり、基礎番制度が今般の問題を発生させない唯一の方策として発足したのにもかかわらず、徹底的な番号の整理統合が行われないまま今日を迎えている。	過去・現在において直接年金業務に携わったことはないが、健保・厚年の窓口業務では、基礎番導入当時、今後は番号の二重払い出しを阻止しなければならないため、新規取得者の番号捜索を事業主に対して徹底した記憶がある。 国年、健保・厚年等問わず、現行の基礎番は年金記録の全てを収録しているものであり、旧台帳なども含め国民の二重払出番号を早期に整理統合し、国民の年金受給権を確保する作業が急務である。
2935	地方庁	その他(社会保険事務所)			早急に解決すべき問題である。 採用された当時はWMが既に導入されており機械管理であり全て間違いがないと認識していたため記録問題が存在すると知ったのは、年金記録問題が表面化したのと同時期である。	様々な経過が要因としてあげられる部分があるが、結果として社会保険庁の都合で年金制度・国民の信頼を失ったのは間違いないため、特別便などでお客様と対応する際により多くの情報を聴取して記録に結びつけれるように努力した。(厚年徴収) 反省点これまでの知識・経験・マニュアル的なものにとらわれた対応。
2936	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	平成17年に国民年金課へ配属されたとき、手帳番号の多さに驚かされた。受給権確保のためにも一番に取り組まなければならない問題だと思った。	平成18年の記録整備のモデル地区として担当市長村が指定された。その際、市町村職員の協力の下、該当者へ電話や戸別訪問を行い整備に努めた。一定以上(90%以上)の成果が得られたので、今後、地域住民の現状をよく知る市町村職員に協力を得て、細やかな対応に努める
2937	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	現在、行っていることを着々と進める。 被保険者、受給者の年金に対する知識の向上。きちんとした広報が必要。	基礎年金番号になった平成9年、統合されていない番号が多かったとき。	統合に勤めた。 年金制度自体、法律が何度もコロコロ変わり、国民がついていけなかった。
2938	地方庁	その他(社会保険事務所)	私は平成20年6月採用の任期付職員のため、年金記録については 公表されている事以外はわかりません。	一般に知られていない問題についてはわからないですが、 年金問題全般について本部・現場の垣根を取り払い 職員全員が一丸となって取り組むべきだと思います。	年金記録問題が表面化してからの採用なので、採用前は他人事でした。 私自身は厚生年金の加入のみで、年金番号も一つしかないのが わかっていましたので、なぜそんなに大騒ぎになるか理解できませんでした。 年金記録問題の存在を知ったのは平成19年頃ですが それが大変な問題だとわかったのは、実際に勤務を始めてからです。	私自身は年金記録問題があった事により採用の機会が与えられたので、 この問題を前向きに考え、相談に来られるお客様全てに正しい情報を お伝えしたり、年金制度についての理解を深め 正しい記録の整備が出来るように心がけています。 反省点 テレビ新聞等の中途半端な報道やワイドショー等での 間違ってとられそうな表現や、大げさな扱いで国民は混乱しています。 正しい情報や制度(過去も含め)、今後対応予定または発送予定のものを ホームページだけではなく、定期的に公表する手段が必要だと思います。
2939	地方庁	その他(社会保険事務所)	現在取り組んでいる、標準報酬の改竄問題や一部報道された件以外に特に承知していない。	年金記録問題の解決に向けて ①指名変更(旧氏名)や偽名での加入等については、社会保険庁のその当時の事務取り扱いや事務処理の問題があったことは事実である。 この解決には、現在資格取得届の際に事業所が何を確認して届出をしているか。また、特に戸籍や住民票の添付等はされてないので、氏名・生年月日等の単純な誤りは起こりうるのではないか。 当所の入力誤り等については、内部での審査チェックを行うことで防止は可能と考える。 ②標準報酬の改竄問題は以前は訂正等については、機械上の警告等ができなかったが、現在は一部出来ているし、決裁規定も変わり防止策はとられている。 過去に改竄を行った者への対応が不十分であると思います。 ③現在記録判明により、過去記録の追加により標準報酬が下がる等により、年金額が減額となる方への対応に苦慮している。 これらは特別法及び運用により減額とならない取り扱いをお願いしたい。 ④現在与党において年金通帳が検討されているが、資格取得以降の毎年の標準報酬等を、本人がいつでも確認できる方法実施するべきと考えます。 また、現在社会保険庁HPで一部可能であるが、ATM方式においてこれらを実施し、年金期間及び年金見込額当についても確認が出来るようにすれば、年金事務所への来訪も減少し、中身のすべてのカセット解除を行い、すぐに記録確認が出来るようにすることにより、迅速な対応が出来るようになると思います	年金記録問題への認識について ①厚生年金の記録問題については(7)で記載したないようです。 ②国民年金の記録問題については、発足当初より印紙納付となっており、 特に本人は現金納付であるが、市町村からの社会保険への報告は印紙納付となっていた。 その報告により市町村と社会保険が二度に台帳を作成し、現年度は市町村、過年度は社会保険が担当となっていたためお互いの台帳のすりあわせが必要であった。 昭和61年国民年金担当者であった当時、市町村に赴き台帳のすりあわせ及び確認していました。 ③平成元年当時年金給付担当のと時は、年金裁定請求時には必ず、本人申し立て職歴を確認し、記録確認をしていたが、オンライン導入前は十分確認がされていたかどうか？	①氏名等の誤りについては、読みにくい文字の場合は事業所への確認をしていたが、事業所担当者もあやまった読み方をしていることもあったのではないか。 戸籍・住民票の添付を求めることも必要と思われる。 ②国民年金の記録問題については、現時点では市町村台帳の存在しているところは確認できるが、存在していない市町村においては本人申し立てにより、現在新たに基準が示された内容で納付として記録訂正をする方法以外には解決できないと思われる。
2940	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	わかりません		5千万件の統合されていない記録などがあることを2～3年前に知りました	最初から届書の氏名に振り仮名を付け、住民票などを添付していただきそれにより氏名や生年月日、住所の確認を実施し、処理には3重チェック体制をとるなど徹底していれば良かったと思い
2941	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上		マンパワーで、1件ずつ、こつこつと処理していくしかないと思います。 お客様とお会いしたり、連絡をいただくなかで、解決していくしかない 作業だと思います。 旧台帳の写と、チェックした際にも感じたことですが、一朝一夕に 片付けられるような「魔法」はなかったです。 時間はかかりますが、こつこつと作業した結果、やっと、作業の 未来が見えてきたところだと思います。		マンパワーで、1件ずつ、こつこつと処理していくしかないと思います。 お客様とお会いしたり、連絡をいただくなかで、解決していくしかない 作業だと思います。 旧台帳の写と、チェックした際にも感じたことですが、一朝一夕に 片付けられるような「魔法」はなかったです。 時間はかかりますが、こつこつと作業した結果、やっと、作業の 未来が見えてきたところだと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2942	地方庁	その他(社会保険事務所)		現行どおり。	年金記録問題というはマスコミと国会が作った言葉であり認識なし。法律上請求行為により請求のあった年金を支払うという概念から考えて、問題という認識は無かった。報道等でこの言葉が使われ出してから知りました。	記録問題という言葉が出てくる前(採用時)から、お客様と接する時はとことん職歴確認と調査をおこなってきました。払出簿からマイクロ等の確認をおこなったうえで請求書の受付をする等の対応をしてきています。 反省点としては、制度の成熟度が高くても、国民の理解を得ようとしていない制度内容と制度運営・広報、システムや職員の意識等全てが合わさって起こるべくして起こった事態だと思います。 また、国民の年金に対する意識を引き上げるための対策を全くと言っていいほど取っておらず、制度だけが肥大化していることに尽きるのではないでしょうか。
2943	地方庁	その他(社会保険事務局)	年金記録問題について、世間一般に知られていないことで知っていることは、特にない。	職員ひとりひとりが、年金記録問題の更なる解決に向けて、全力で正面から向かい合い、年金記録を一件ごとに確認して、被保険者及び年金受給者の記録を統合することにより、現在及び将来の年金受給権に結びつけていくことが重要であり、解決していく努力が必要と考える。	国民ひとりひとりの厚生年金保険料等が、当時、勤務等していた事業所で給与明細から控除されているにもかかわらず、被保険者の被保険者記録に統合されていない年金記録を、国民ひとりひとりの年金記録に結びつける作業が重要であるので、資格照会の回答及び第三者委員会への申し立てについては、迅速に対応し、問題解決に努力をしている。 年金記録問題が存在することを知ったのは、平成19年春から夏頃にかけてです。	ひとりでも多くの年金受給者等に対し、より多くの年金を支給し、被保険者には、正しい被保険者記録にしていただくことを考え、受給権に結びつけるための努力をしている。 反省点としては、職員ひとりひとりの業務に対する姿勢が重要であったと考える。
2944	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		厚生年金等の旧台帳の未収録については、紙台帳をオンライン化する際に不備や漏れがそのままになったことで、起こったものではないかと思い、また、未統合の記録については、平成9年に基礎年金番号が付番された際、今までそれぞれの制度で付番された番号の統合処理がうまく行われていなかったことで起こった問題だと思いました。また、その問題が存在することは、報道	基礎年金番号が導入された時に、ご回答いただいていない方に対して、何度でも回答いただくまで、ご案内すべきだったのではないかと思います。何をするにしても、広報が足りなかったことが、問題点であり反省点であったと考えます。
2945	地方庁	社会保険事務所長	年金記録問題に関しては、あらゆる事象が確認されていると思われる。	ねんきん特別便を全ての国民に届けたが、「未回答」が相当数残っているので全ての方に回答していただく方策が必要。 これまでもあらゆる広報を実施しているにもかかわらず、国民の目は年金記録問題に向いていない方もいるので、何らの接触をし全ての国民から回答をいただくこと。 記憶違いで「正常」と回答された中にも本人の記録があると思われるので、更なるフォローアップも必要。 最終的には、統合による年金額の減額を避けて記録統合に同意しなかった方を含め、未統合記録はある程度残ると考えられるので、どのあたりで収束を図るかという問題もある。 現在の処理の仕方では、そういう場合の事跡管理ができないので、別管理している。	国民年金業務に従事していたオンラインへの切替え以前は、社保事務所の被保険者台帳(紙台帳)と市町村の国民年金被保険者名簿の突合を2～3年に1回の割合で実施していた。 その作業の中で不突合が相当数存在しており、当時も納付記録の管理に対して重要性を痛感していた。	市町村からの検認報告に基づく社保事務所の紙台帳への消し込みは、担当職員にまかされており、その当時はチェック体制もなかったと記憶している。消しこみ後の読み合わせなり突合せをするべきであった。
2946	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	該当なし	制度、法律、取扱いなど、長い年金制度の歴史において、国民が納得できない点などをその時代時代にクリアできなかった部分、先送りになっていた部分、また、その時代ではOKだとまかり通ってきたが現在ではまかり通らない部分、組織における情報の共有方法など温度差があり事業が動いてきた部分、記録管理システムそのもの及び取扱う者による認識不均衡など、これらの部分の積み重ねが、政治情勢などをきっかけに一気に噴出したものと認識している。	また、社会保険庁の存続にかかる最大の危機的状況を認識し、最優先業務として対応した。 保身ではなく、加入者、受給者ありきの制度であることを再認識し正確かつ迅速な対応を実施した。 前問に記述した部分など反省し、今後進む道路が曲がらないように全員が認識し実行していくことが必要と思います。 民間からの登用など、今までの歴史がわからない、反省した者たちではない人が今後登用や異動することにより素晴が薄れていくことがあってはならないと思います。2度同じ轍は踏まない。こ
2947	地方庁	その他(社会保険事務所)	特記事項なし	現場の体制にも限度があるため、お客様の来訪が集中すると、逆にお客様にご迷惑をおかけすることとなります。 年金記録等について新たな周知(照会)等を行う場合は、一時期に集中することなく発送する必要があると考えます。 また、未統合記録の処理、記録調べ等の調査について早期に解決するには、人手が必要である。予算等の関係は当然あるが、限られた期間に集中して取り組むためには職員の増員が不可欠と考えます。	年金記録については当然のこととしてきっちりと管理されているものと考えていました。オンライン化前の記録についても業務センターに進達し、完全に収録されているものと思っていました。 未統合の記録については、そのほとんどが旧姓のものであり、裁定請求時もしくはそれまでの機会に統合可能であり、裁定請求書の受付時には、氏名検索により未統合の記録についても、ほとんどの記録が統合可能との認識でした。 また、国民年金の納付記録においても、私の知る範囲では弊服等の不法行為も発生していなかったし、記録漏れがあるとの認識はありませんでした。 このような問題の存在は、「年金記録問題」が国会等で取り上げられたことにより初めて知りました。	まず第一に、「お客様の大切な記録と保険料である」という意識が希薄であったと考えています。 また、未統合の記録についても、「いつか整理されるだろう」ではなく「きっちりとした記録を管理する」という気持ちに欠けていたと考えます。 今回の問題が明らかになって以降、記録の管理には細心の注意を払い業務を進めるとともに、お客様からの問い合わせに対しては、「漏れ、誤り」があるかもしれないということを前提に聞き取りを行うようにしてきました。 また、一日も早い解決に向け、最重要課題と位置づけ業務に取り組んできました。
2948	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録のもれ 報酬の改訂 理解しにくい制度	各事務所に資格照会関係の担当係りを民し派遣アルバイトでなく職員による記録の確認調査できる環境づくり、または、現在の記録係を大幅に増員し事務所と切り離した専門的に処理できる体制作りが必要と思われます。	事務所でなく、社会保険全体での取り組みと認識しています。 年金のことについて制度の周知がほとんどない状態であるのに基礎年金番号の導入や人員配置のないまま制度の改正をするなど問題は感じていました。	窓口業務のためできる限り制度について説明はしているが、正しい報道やわかりやすい制度に変わらないと難しいと思います。 今でもそうだが変わらないと思うが日々の業務処理をすることでいっぱいであることが反省点です。
2949	地方庁	社会保険事務所課長級以上		年金制度の改正経過や、記録補正について等熟知した職員の対応が必要なため、人材育成体制の確立が必要。	当初グリンピア等の問題が取りざたされ、国民マスコミからのバッシングを受け、現場の私たちが攻められる意味がわかりませんでした。別保管記録の存在も報道で初めて知りました。国の体制やマスコミへの不信感がつのりました。個人として自分の記録がぞんざいな扱いをされれば腹が立つのは当然だと思います。仕事として解決に向けて努力するのは当然だと認識していますが、公務員をやめさせられるということには納得できないのが本心です。	いたずらにあおるマスコミへ誰もきちんと説明もせず、現場の人間にクレーム対応をさせるこんな職場に失望し去っていった人たち、どれだけ有能な人材を失ったかわかりません。残された者は目の前の対応に追われ人材育成がおざなりになっていると思います。年金制度はつぎはぎだらけで決して単純ではありません。単純な制度に改正されればよいですが、そうでなければ人材育成と、現場をきちんと掌握したトップがあるべき理想をもって納得のいく問題解決に望んでいただけたらと思います。自身は残された時間を問題解決に、また後進の育成に微力ながら努めたい
2950	地方庁	その他(社会保険事務所)		わかりません。平成に入ってもいわれます。届け書類は永年保存するしかない。半永久的な永遠の課題のものとなっていくでしょう。	ニュースで大きく取り上げられて初めて知った。	昔からのいきさつを知らないまま対応せざるを得なかった。昔はコンピューターがない、基番がなく随時払い出し、請求時は記憶頼り、しようがない。
2951	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	未統合記録を整備し、確実に給付に結びつけるため地道に努力することは当然であるが、ねんきん特別便等で被保険者・受給者と直接接しあらためて感じることは、一般の国民が年金制度についてあまりにも無知であるということ。制度の複雑さもあって、ある意味当然とも思ってしまう。分かりやすくスマートな制度を構築し、年金に対する信頼回復及び制度的な安定・安心感を与えることが必要だと思う。	基礎年金番号への未統合記録の整備の問題。 平成9年の基礎年金番号の導入時から、将来的に問題が発生するのではと思っていた。	平成9年当時は、法律の条文どおり(申請・請求主義)の取扱いの風潮が強く、庁全体として行政サービスの意識が低かったと思う。 現時点で見れば、オンライン切替時及び基礎年金番号導入時の事務処理や広報等の取組が不十分であったことが原因だと思う。
2952	地方庁	その他(社会保険事務所)	分かりません。	分かりません。	年金記録問題はテレビの報道で初めて知りました。 年金は老後の生活に大きく関わってくるので大変な問題だと認識しました。	対応するお客さんの不安を少しでも解消できるように親身に対応しようと考えました。 年金記録問題はその時点で問題になるものではなく、数十年後に浮き彫りになってくるため、当時の事務に正確さが欠けていたものと考えます。行政側の周知不足により国民が年金制度についてあまり関心を持たなかったこともこの問題につながったおもいます。
2953	地方庁	その他(社会保険事務所)			社会保険庁職員のずさんな記録管理および国民の立場に立った行政サービスを実施すべきという認識の欠如がこの問題の大きな要因と考える。その他の要因としては根本的な法律や施行にかかる立法問題も否めない。 この問題については職員として採用された当初(平成13年10月)から知っていた。	恥ずべきことながら採用当時からこの問題があることは認識していたが、今までの事務所の慣行的な流れの中で特段の対応をしていなかった。 世間的に大きく取り上げられる前から分かっていたこの問題について特段の措置を講じてこなかったことが大きな反省点である。それはつまり勤務時間といった自分の労働環境を守ることを第一と考えていた(実際はその当時からそういった認識で勤務していたつもりはないが)職場認識であり国民の生活を守る立場である認識の欠如が最も反省すべき点ではないかと考える。
2954	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にはないが、名簿の状態の悪いもの(破損・汚れ・薄れ等)も多少はある。	名簿で保存されているものについては、たとえ古いものであっても入力を最優先にすべきであると思う。	年金給付を担当していた時(平成3年頃)多くの記録がカセットに入ったままであることに気がついた。	年金担当をしていた時、上司に全カセットを開封するべきと言ったことがあるが、開封するのに経費がかかり、無理であろうと言われた。 名簿の破損等で記録が不明の時、前後のカセット番号から10件単位ぐらいづつ開封してゆき、名簿の回復(但し参考として)に努めていたことがある。
2955	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	年金記録問題にかかる業務が質、量的にも一般業務も圧迫している現状から、短期集中型の解決が望ましいと考えます。 主な方法として、 1点目は、人員とそれにかかる経費の大量投入が考えられます。専門的な知識を持った者と単純作業を担当する者の連携が必要です。 2点目は、再裁定業務の地方への移管が考えられます。せっかく、記録が確認され統合になったとしても、年金として受けてるまで、あまりにも時間がかかり過ぎます。記録統合後、1ヶ月以内の再裁定、3ヶ月以内の支給が必須であると考えます。 3点目は、一般のお客様といわゆるクレーマーの方とは分離して対応していく機能が必要ではないでしょうか。これらの問題解決には、国民の皆様との信頼関係が一番だと考えます。アンケートの結果からも、ほとんどのお客様は、窓口等の対応にはある程度満足していると思われますが、年金記録に関しては、勤務していても厚生年金保険に加入していないケース(勤務時間等により加入できなかった場合も含む)もあり、大声で不満や罵声を聞かされ続ければ、他のお客様や対応者に冷静な判断ができず新たなミスが発生する可能性があるばかりか、お客様ご自身の記録にも疑問を持ちかねないと思います。 とにかく、長期化させないことがポイントだと考えます。	単純に、紙台帳(原票)からオンラインデータに切り替わるときに、入力漏れがあったケースと思っていました。新聞等の報道で知りました。	個人、特に地方庁にいる職員では対応できる範囲は限定されるだろうと感じていました。 社会保険庁は、あまりにも多くのことを隠し過ぎました。それは、本庁、地方庁に勤務する職員に対しても同じです。多くのことを新聞報道やテレビニュース、あるいは週刊誌で知りましたし、今も、マスコミオープンより現場職員への連絡が遅いなど、コンプライアンスや危機管理を徹底しようとしている組織とは思えません。 お客様との信頼関係も組織内での信頼関係も、基本は同じなのではないでしょうか。
2956	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思い当たりません。			
2957	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	年金記録問題の解決に向けて、地方でできることは、お客様のお話に真摯に耳を傾け、記録漏れのないよう、裁定請求書をお預かりすること、窓口での対話をさらに強化させることが重要と考えます。	年金記録問題は、長年にわたり、様々の事柄が、複雑に絡み合い生じたものであります。 一晩夜にしては、解決できない問題ではありますが、大切な保険料をお預かりしている立場にありますので、一人たりとも記録もれのないよう業務に取り組むことで、信頼回復につながっていくのではないかと考えます。	消えた年金問題と世間ではいわれており、年金相談窓口に配属された期間には、大変なお叱りを受けました。 お客様が、おっしゃっていたことは記録管理がずさんであるということでした。 記録の管理が徹底されていなかったことが、反省される点と思われます。
2958	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	より集中的に、記録確認調査方法を幅広く議論してから実行していくべきと考えます。どこまでできるのか、またそれによる作業効果等をしっかり想定して実施するべきと思います。	年金給付、相談業務に携わった時期がありましたが、職歴の確認等はしっかりと行ったつもりでした。窓口装置上でこれほどまでの未統合記録、不完全な記録が存在しているという認識はありませんでした。 特別便等による記録調査作業を始めてから認識しました。	・しっかりと記録調査作業に取り組むこと。 ・作業時期が何十年も遅いと思う。(いずれこのような問題が起こることを知っていた職員はどようように考えていたのか伺いたい。)

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2959	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		本来自分が納めてきた保険料が 受給額に確実に反映されていないということは、 大変なことだと思います。 平成9年4月に入所し、国民年金課に配属されたときには、 すでに基礎年金番号制度が導入されていましたが、 基礎年金番号通知書送付時のお知らせに、 「他の番号をお持ちの方は、番号を記入ください」という 返送ハガキが同封してあり、 そのハガキを基に事務所でも記録の統合作業をしていたので、 一人の人が多数の番号を持っていることはそのときに知っていました。 平成16年4月に年金給付課に配属になり、 受給権発生後に記録の追加訂正をする 受給者の方がいらっしゃることを初めて知りました。	年金の相談にいらっしゃる方に、 ほかの番号をお持ちではないか、 ほかに勤めた事業所はないか、 現在の記録に間違いはないか 必ず確認しています。 今思う反省点というと 基礎年金番号制度が導入されたときの広報周知活動が 充分でなかったのではないかと思います。
2960	地方庁	社会保険事務所課長級以上			・申請主義であったため、2つ以上の手帳が発行されている者の記録が年金請求時にもれてしまうことがある。(年金給付課在職中) ・届出や保険料の給与からの控除及び納入を事業主がしているため、届出もれや誤届、誤控除がある。(入職後はじめて算定基礎調査を行ったとき)	・当時会社名等本人に確認できなかったが、現在ではできるため年金請求時の請求のもれは少なくなった。ただ基礎年金番号に一本化した現在も2つ以上番号のある疑重複者がいる。事業所に対しよりいっそうの確認が必要であるが、本人自身の番号管理も必要と思う。 ・各事業所の届出もれ等情報があれば指導できるが、現時点では広報や総合調査件数を増やすしかない。今後も定期便のように本人に控除額等確認をしてもらい、記録のもれ間違いがないようにすることが記録問題の解消につながると思う。(定時決定のとき保険者算定をした場合、本人にもその旨連絡が行くようなシステムが必要。)
2961	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	地道に解決するしかない。	組織的欠陥が生んだ社会問題として認識していた、またこの問題を知ったのは平成16年頃でした。	組織的欠陥が生んだ問題なので、現在の組織が一丸となって対処するしかないという覚悟で対応した。現時点での反省点はお客様第一主義の欠如だと思います。
2962	地方庁	その他(社会保険事務局)	配偶者加給年金が振替加算に振り替わってないままの方や、233号もれの方等、本来の受けられる年金が、システムの問題か本人の申請漏れかどうか分からないが、多数いる。厚生年金の月末退職なのに、事務担当者の資格喪失届けの日付遡りで、1か月分少ない方もいる。	年金記録だけに限らず、年金額の点検作業が必要かと。ただ受給者にそれを求めると、特別便以上に混乱するから、年金額が増える分については、自動的に出来ればいいと思います。ただ、全受給者の点検をすれば、反対に年金額が減る方もいるかと思います。	本人の申請漏れ。マスコミ報道によって知った。	積極的に確認する。その当時の管理技術の限界。今現在の医療技術なら助かるが、昭和の時代の医療技術では助からなかった人がいるのと同じだと思う。すべてが体たらくというわけではないと思う。後に残らない短期給付と違って、長期給付だからこういう問題が起こっても仕方がな
2963	地方庁	その他(社会保険事務局)	特には知りません。	(6)で挙げた問題についてということであれば、特にそのような問題を知りませんので、わかりません。	1:基礎年金番号制度導入時において、手帳記号番号がそれに全て登録されていなかったという問題。 ⇒『手帳記号番号登録申出書』等が採用時から提出されてきていましたので、登録されていない記録があるというのは採用時から知っていました。 2:オンラインシステム導入時における、紙台帳からシステムへのデータ入力誤り。 ⇒具体的に存在を認識したのは、報道においていわゆる記録問題が取りざたされるようになって以降です。 3:標準報酬の不適正な遡及訂正。 ⇒2と同じく、報道において取りざたされるようになって以降です。 その他:記録と本人の認識間の齟齬を広義の記録問題と考えた場合 事業主等の故意または過失による届出誤りや、制度に関する周知がされていないことによる、記録と本人の認識間の齟齬。	1:いわゆる記録問題として取りざたされる前においては、届書の審査などの過程で、確認できる機会があれば登録の手続きを取ってもらうなどをしていました。記録問題として以降はそれに加え、特別便での対応など一般的な対応です。 現時点から考えれば、基礎年金番号の導入時点でもっと積極的に登録するように努めていれば、本人の死亡や記憶があやふやになっている等の理由で登録し難いものも少なくなっていたかと思います。 2:記録問題として取りざたされてからは、記録の確認時には、確認できるものであればマイクロ等との突合などで対応しています。 パンチミスなどは考えられることなので、データ以降時点で大々的にサンプリング確認するなどしていれば良かったかと思います。 3:私個人としては、実際にまだそういうものに遭遇したことがないので、わかりません。 そういうものが実際にあるのであれば、事法意識が徹底されていなかったのかと思います。 その他:実際に届け出られる特別便などを見ていると、制度の変遷をしらないことによる誤解(昭和17年以前から厚生年金をかけていたというもの等)は、多く見受けられます。そもそも有り得ないことではありますが、本人の認識と齟齬があると制度に対する不信感は高まると思われますので、もっと制度を周知する方がよいかと思います。 また、適用担当者として審査や問い合わせの応対を経験していると、事業所担当者や事業主が制度について誤解していることも多いです。また、不善な事業所があることも事実ですので、もっ
2964	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			平成9年1月に基礎年金番号が導入されたときに重複手番が多数存在していたのは判っていたが、裁定請求時に請求者からの聞き取りで解決するのではないかと考えていました。	実際に年金の裁定業務等に携わったことがなかったため、特に対応はしていませんでした。 当初から手番の払出については、前歴等の確認を慎重に行い、二重符番を防止すべきであり、また、20歳到達時点での符番をもっと早くから実施しなければならなかったと考えます。
2965	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。	第一に優先すべき問題と捉えております。雑誌やマスメディアでの報道等で知りました。	優先順位の一番としてお客様対応してきました。しかし、通常業務の進捗が遅れてしまう事があり反省、改善すべき点だと思います。
2966	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません	時間をかけること。 システム開発を行うにあたっても、場当たり的に「早急に開発せよ。」ではいいものができません。予備的調査にしても、開発見積り期間が1ヶ月では、十分な精査ができませんし、今後、調査結果をどうするのかが見えていないため、単に調査プログラムを作成するだけで、その後、このプログラムを活用することは考えられません。 ねんきん特別便も同様。特別便を出すための開発を優先し、回答結果をどのように整理するかを考えないまま、特別便を発出した結果、回答票の整理ができない状況。 先を見据えた開発(要件定義)をすべき。	社会保険庁として、いかに適正、いい加減に仕事をしてきたかの証。 旧台帳を見ても、省略事項が多く、画像システムに取り込むのに時間がかかっている。 また、基礎年番導入時においても、とりあえず現存者だけに年番を付すことしか考えず、残った手番者は付番時1回の照会にとどめたため、未統合記録が多く発生していると聞いている。 平成19年の特別便のときに問題の所在に気づきました。	ねんきん特別便のプログラム開発時において、事跡管理も考えるべきと主張しましたが、庁として発出することを優先とされたため、採用されませんでした。(当時の開発担当者は皆同じ認識でした。) 場当たり的な開発でなく、先を見据えた開発をすべき。 そのためには、要件定義を行うにあたって、企画部署と開発部署だけではなく、エンドユーザーである記録管理部や業務部の職員も一緒になって、事業の全体像を描いた上で、システム開発を行う箇所、手作業で行う箇所を洗い出す必要があると思います。
2967	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし。	国民に対し既に示している方策を着々と進める。	組織・個人ともに、特段問題意識はなかったからここまで来たと思う。 よって、問題の存在を知った時期は何時かと問われれば、それらが問題として報道された時。	丁寧かつお詫びの姿勢で対応してきた。 反省点としては、①職場及び職員が長年に亘り、自己を客観的に厳しく見つめ業務や日常を省みることが出来なかった組織であったこと。②事業の大筋のみ当局と組合で決定し、実際の事務処理や困難な案件等の解決については現場任せであったこと。③大量の未統合記録の存在を認識していながら積極的に統合しようとしなかった施策。
2968	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金制度自体に問題があるので、制度を変えなければ問題は解決しないと思います。個人的には税方式にするのがよいかと思います。 今の制度でいく場合には、現行の年金制度で保険料を支払っていない人をどこまで救うのか(例えば、国民年金3号の人の保険料負担をどうするかとか。)が問題になってくると思います。相互扶助という考え方の上に年金制度は成り立っていますが、果たしてその考えが保険料の負担をしている国民の皆様にどのくらい理解していただけているのか心配です。支払った分だけリターンがあれば納得されると思いますが、そうでない場合、みんな自分が得するように主張しているようにしか思えないときが多々ありますので、そういったことから保険料負担をしている方の不公平感をなくす制度にするのがよいと思います。 今起こってしまっている年金問題について職員ができることは、事務処理を一人ひとりが責任を持って地道に行う以外解決策はないと思います。その上で、記録も残っていない証拠も残っていない人をどこまで救済するのかなど明確な判断を国として示していただくことも必要だと思います。	恥ずかしいことですが、年金問題を知ったのは世間で騒がれてからです。こんな事態になっているとはまったく知らなかったので驚き、世間の人と同じレベルもしくは、情報が入ってくるレベルでしか当時は認識できていませんでした。	個人としての対応策は全力で頑張ることと個人自身のレベルアップをすることでした。当時私は窓口に配属されていましたが、問題発足当時は窓口に人があふれ事務所全体が混乱している状況で、どう動いたらよいのか分からず、がむしゃらに頑張るしかありませんでした。今、思い返すとそのときに上からのしっかりと指示があればあんなに混乱することはなかったのではと思います。その場しのぎで当時は事が進んでしまっていたこと、その後処理に今も時間がかかっていること、情報が事務所の職員まで伝わるのが非常に遅かったことがとても残念に思います。 年金問題としての解決策ではありませんが、常日頃私が思っていることのひとつとして、自分でスキルアップすることはもちろんですが、組織として人を育てる風潮があればもっと良い組織になると思います。できない人は楽な仕事をして、できる人ばかりに負担がいくというのは職員のモチベーションが下がりますし、頑張る人がやる気を失くし休を壊して辞めていくような組織は先が見えないと思います。できない人でも指導をすれば、それなりにできるようになる人はいるはずです。一職員として、今後も一生懸命頑張りますので、どうか職員がやる気を失わないような組織に向かっていくようにお願いします。
2969	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			年金記録問題事態存在していると認識していませんでした。 年金記録問題が発覚してからです。	事の重大さを踏まえ、早急の対策を講じなければならないと思った。 年金記録問題に関しては、その当時もう少し正確な処理をしていれば、このようなことにはならなかったとかんがえています。
2970	地方庁	社会保険事務所長			基礎年金番号導入以前から厚生年金手帳年金番号の重複払い出しによる重複取消や年金手帳の紛失等による再交付が多々見られたことから、将来的に年金記録の管理は大丈夫だろうかという多少の疑問は感じていたが、最終的には年金請求時に解決するだろうとの認識が一般的であった。また基礎年金番号導入で庁から被保険者への案内もあり、統合作業はほぼ済んでいるものと思っていたので、5千万件の年金記録問題が発生して初めて大きな問題がある事を知った。	被保険者の資格取得時に、以前に年金手帳をもらった記憶はあるが手帳番号は知らない、手元にはないという被保険者に対しては過去の状況を聴き取るなどして、重複払い出しのないよう努め、重複手番があれば確認をし統合できるものは統合するなどの対応をしてきた。現場においては自分の年金番号を知らないケースが多くあり、年金裁定請求時に最終的な確認がなされるものと問題を先送りしてきたが、年金請求時の確認が不十分であったこと、また年金という長いスパンの中で本人の記憶に頼るのが困難であったこと(本来管理するのは社会保険庁であって、そもそも本人の記憶に頼ること自体今となっては疑問である)が今日の問題を発生させた。今後は、問題を先送りすることなく、忙しい現場にあっても日々の業務をその都度きちんと整理しなが
2971	地方庁	社会保険事務所課長級以上		これからも積く問題であると考えるられる。何よりマンパワーが不足している。現在のように通常業務プラス年金記録問題業務(定期便・特別便の回答等)を行う作業では、十分な対応は不可能であると思える。よって、人員を十分配置した部署を設けるべきと考える。	平成19年6月に知りました。	1466万件について言えば、存在を知っていた時点で長期のスパンでの解決方法を考え、本人確認等に着手していればと思います。
2972	地方庁	その他(社会保険事務所)	・特にありません。	・早期にコンピューター上の年金記録を完璧な物へと整備し、国民の皆様への年金記録に対する不安を払拭する広報・周知を行い、年金受給(将来・現在)に対する安心感を早期に国民の皆様に浸透させる事であると考えます。	・年金は国民一人〃の将来を支える雅であり、国民皆年金制度を構築した我が国の制度設計は他国に恥じないものであると思いますが、長い歴史の中で見直しを図りながら改善を行ってきた制度であり、当然その時代〃のハード面での対応も異なっていたと思う。その中で膨大な年金記録が適正に管理しきれなかった現状も個々にあったのであろうと考える。「消えた年金記録」で世間が騒がしくなり、全体像が見えてきたのはその後である。	・もともと年金制度ごとに年金番号が払い出されており、個人で複数の番号を所持されていたケースも多々あり、平成9年時の基礎年金番号への統一に向けた取り組みの中で、多くの国民の協力が得られなかった、またその方策に徹底性が欠けていた点が大きな反省点であったと思う。当然オンライン切り替え時の膨大な量に対する、人的切り替え作業でのミスも想定されるが、個人としては大事な記録であるとの認識の元、適確な作業事務を行って来たと考える。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2973	地方庁	社会保険事務所課長級以上			全面的に、社会保険庁の責任にされていますが、被保険者の方にも、年金手帳等をなくしているなどの過失はあると思っています。	被保険者の話を最後まで聞き、あくまで低姿勢で精神誠意対応しました。
2974	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていること以外は、わかりません。	休職から復帰まもないため、わかりません。	休職期間中に問題を知りました。	休職期間中のため、対応しておりません。
2975	地方庁	その他(社会保険事務所)		地道に確認作業をしていくほかないと考える。 現存する資料を基にした確認作業は誰でもできるとは思うが、確認できた後の再裁定については、それなりの知識と業務経験のある方が行って、裁定誤り等の新たな問題を防がなければいけないとも思う。 信頼回復にむけて新しい組織になっても人手不足の中これだけの問題解決は急ぐこと優先ではなく、確実な事務処理をすることが第一だと考える。	社会保険庁はもちろん国民全体の問題だと思った。 このような事態を知ったのは、年金問題が騒がれだしてからだと思う。	社会保険庁の一職員として責任と認識の甘さを痛感したので、お客様の申し立て内容について親身に耳を傾け、確認作業をしてきた。 反省点としては、ただただ確認不足、認識不足、惰性だと思う。相手の立場に立った考え方、仕事の仕方ができてなかったということだと思うので、新組織で自分も含め、どれだけの意識改革ができるかが今後の問題解決と信頼回復につながっていくと考える。
2976	地方庁	その他(社会保険事務所)	自分の知っている限りでは 他にはないと思います。	大幅な定員増。 ならびに退職したOBに対して協力を求める。 もし拒否した場合は何らかの処分を 考えてもよいのではないでしょうか。	今のように大きな問題になる前は 正直ここまでの問題になるとは思っていませんでした。 今となってはよくなかったことだが 誰のものかわからない年金記録があるのは やむを得ないと感じていました。 ただWMで検索をした際、 氏名や生年月日が入っていない記録を 見た時「この記録はどうなったしまうんだろう？」と 感じたことはしばしばありました。	自分一人で解決できる問題ではないと 聞き直っていました。 今になってみればこの意識そのものが 反省点ではなかったかと思います。
2977	地方庁	その他(社会保険事務局)	○ありません。	(7)の質問は、(6)の「一般に知られていない問題」に対してですか？ このアンケートが「年金記録問題」なので・・・ ○過去の記録という観点からのみ考えれば、厚労省にて全ての過去記録の解消まで主導権を握り調査を実施する。 (これだけ、信用の失墜を余儀なくさせられ発足する日本年金機構に被保険者は全ての調査をゆだねることを許すであろうか判断できない。これ以上に存在する第三者委員会では、勿論全てではないが正確な判断が出来ていないような気がしてやまない。)	○「重複した年金手帳を持っている被保険者の数は計り知れない」・・・という程度の認識しかなかった。 ○入庁した昭和62年には期間調査の担当をしていたことから重複手番の存在は知っていた。	○ただ、ひたすら被保険者の相談を受け、不安の払拭を図ることに専念することを念頭に対応。 ○昭和、平成と時代の流れに決して乗り遅れていない年金記録の管理とは思っていないところに、制度間の落ち度に気づかずに縦割りのまま推移した事。
2978	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2979	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	年金記録問題に関しては、社会保険庁だけの対応では、時間がかかってしまい、記録問題の可能性がある被保険者の方々にご迷惑がかかってしまいます。至急、法整備を行い、市町村にもウインドマシンをおき、市町村にも年金問題に対応する窓口を設けるべきだと思います。また、記録問題に付随して、記録が見つかった方の再裁定の遅れが大きな問題となっています。5000万件の手帳番号が存在することをわかっていた時点で、大量の再裁定案件が発生することは予測ができたはずです。早期に、再裁定業務の迅速化を図る必要があり、人員を増やし、研修を行う必要があると思います。	入庁(平成18年1月)後、すぐに、手帳番号の存在を知り、件数が多く存在することを知りました。そのとき、国民年金課に在籍しており、再裁定については知識がなく、問題としては、年金請求時に記録をしっかり確認する必要があるとの認識でした。しかし、その後、特別便対応業務に携わる中で、再裁定の件数の多さを知り、これまでの、年金請求時点での対応のずさんさが問題の多くを占めていると認識しました。	窓口対応の際に、単純な氏名検索のみでなく、さまざまな角度から一人一人の記録を精査し、お客様の記憶を伺い、対応してきました。最終的に、窓口のその場で記録がすべてお客様の記憶との一致を図れない場合、調査として受付してきました。お客様の記憶の、正誤にかかわらず、年金問題が起こした社会不安は大きく、謝罪するとともに、調査にご協力いただく立場として対応してきました。 反省点としては、年金の請求時点でほとんどのお客様にご来所いただいています。ご足労願い請求をしていただいているにもかかわらず、その時点での対応の甘さが引き起こした問題が大きいと考えています。請求時点で、記録をしっかり探し、お客様の話を伺い、場合によっては調査を行っていれば、これほど問題は大きくならなかったはずだと思います。 また、社会保険庁は国の組織にもかかわらず、事務所ごとに対応する職員の人数やお客様の待ち時間などに差がありすぎます。お客様の平均待ち時間は発券機から調べることができるはずであり、そのデータをもとに、各事務所の人員の偏りをなくす作業をすべきです。現場の職員は、丁寧な接客を心がけてはいますが、お客様の待ち時間も念頭においてしまうのが現実です。組織の人員配置が正しく行われれば、接客時の対応の改善につながると思います。組織として
2980	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	「全員の記録を、一日も早く正確な記録に戻すこと」が 一番重要である事は職員全員の共通認識としてあると思われるが、 そのためにはやはり「人」の投入が必要であり、少ない人手で短期間に済ませようとすれば、また過去の過ちを繰り返してしまうだけ。 十分な知識を備えた職員を大量に投入する事が、 問題解決への最低条件と思われる。	何十年という長年の間に、年金記録の管理に関して、 判断ミス・認識誤り等が積み重ねられ、 こういう問題を引き起こしたのであると認識しているが、 残念ながら自分自身は30年以上前に採用された時に、 ほんの数年現業を経験しただけで、 特に年金記録問題に関係する現業を経験した事がないので。 問題の存在を知ったのは、マスコミ等で報道されるようになったここ数年前。	数年前に県に出向していた時にこの問題が起こったが、 この問題の解決が事務局(庁)全体の最優先事項であったので、 ○他の業務を担当している職員を削減し記録問題担当に回す、 ○事務センターに設置した記録照会処理センターの応援のため、 課内の業務を調整し職員を派遣する 等、とにかく最優先事項として対応してきた。
2981	地方庁	その他(社会保険事務所)			受付、説明した職員が、問題を後回しにその場で解決をしなかったことが、積もり積もって、こんな大問題になったと思う。 把握をしたのは、マスコミが報道した後に知った。	問題を後回しにせずに、受け付けた職員が誠意を持って解決す方法が一番よいと考える。当たり前のことを当たり前にし、それプラスの部分をサービスとして提供することが必要である。
2982	地方庁	その他(社会保険事務局)	新聞等で報道された以外については存じません。	コンピューター上の記録と紙台帳の記録をすべてまた突合することが必要ではないかと思います。また、0211画面でカセットオープンしてないものをすべてオープンすることも必要ではないかと思います。	基礎年金番号が導入される前に国民年金と厚生年金が別の番号でしたし、また、厚生年金番号も会社を変わったとき新しい番号で加入する恐れが存在し、かなりの数の統合されてない記録が存在するだろうと認識していました。はっきりと問題を認識したのは報道で大きく取り上げられてからですが、重複取り消しや他手番登録の処理過程でそういう事実が存在することはそれ以	窓口での記録相談の際に職歴等を確認し、来統合の記録がないか調べていました。ただ、こちらから積極的に会社名等まで情報提供する姿勢が十分でなかったように思われ、それが反省点としてあげられます。
2983	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2984	地方庁	社会保険事務所課長級以上	私自身知らなかったことがマスコミ報道を通じてわかるような状況ですので世間一般に知られていないことで認識しているような問題はありません。		過去の記録管理のずさんさにより国民の皆様に不利益を与え、また社会保険庁への信頼の根幹を揺るがすもんだいであったと認識しています。 今回の記録問題におけるいわゆる5000万件の問題に関しては私自身知ったのはマスコミ報道されてからです。国民年金記録の統合帳管理時代の記録の不突合については被保険者より領収書等を提示されたりしたときにはたびたび訂正を行うことがあったので、そういったものがあるのは早くから認識していましたが、コンピューター管理となってからはそういったこともなく、過去の未整備の記録がこのように多く存在することは全く知りませんでした。	記録問題勃発以降、通常業務はすべて後回しとし、記録問題の解決に1件でも多く取り組む姿勢で頑張ってきたつもりです。被保険者の方から見れば私たちは知らなかったでは済まされないことは十分認識しており、その上で解決に向けて自分なりにやれることは努力してきました。 反省点としてはシステムがオンライン化されたときに旧い記録が収録されずに残されたこと、その残されていることの情報が共有化されていなかったことがあげられると考えます。
2985	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			年金記録問題は、非常に大きな問題と思いました。被保険者の方が納付していたにもかかわらず、本人の記録となっていないことで、受給に結びつかないというのは、信頼のおける国が行うことではないと感じました。 問題を知ったのは、記録問題が公になってからです。それまでは、同姓同名で職歴の確認を行えば簡単に記録の統合ができると思っており、難しいことではないと思っていました。記録がきちんと収録されていないとは思ってもいませんでした。	できる限りお客様のお話を聞き、問題についてのお詫びと、これまでの仕組みの説明をし、理解を求め、一つずつ丁寧に調べていきました。 この問題については、事務所窓口に来所いただいた方は、比較的早く問題解決に至りましたが、回答票を業務センターへ送付した方については、結局問題ある方の分が事務所へ戻り、そこからの調査となったため、かなりの時間を要しました。確かに当時は事務所窓口がパニック状態ではありましたが、問題がある方は初めから事務所へおいでいただくようお願いした方が良かったと感じています。また、最大の問題は基礎年金番号制度の導入が遅かったことと、紙からの切り替え作業のずさんなやり方にあったと思います。
2986	地方庁	その他(社会保険事務局)	ここまでのことになっているのにも関わらず、この質問はおかしい。「私たちが何かを隠している」ということですか？	社会保険庁は全力で取組む姿勢があるのなら、解決するまで他の業務を最低限にストップし、「取組む姿勢を職員及び国民」に周知すべき。強制徴収などやらなければいけないことくらいは充分に承知しているが、このことが、解決もしていないのに「あれもこれも姿勢」では現場職員及び国民は納得できない。 社会保険庁の上の人達は本当に、このことを本気で解決しようと思っているのか見受けられない。 結果、社会保険庁の上の人達(指示を出している人)の「認識力・行動力」次第で良い方に解決すると思います。このままでは、おそらく今までと同じ結果が待っていると思います。	マスコミ及び国会議員が「年金問題」と軽々しく口にしているが、私はそうは思いません。むしろ、今までのことを知っていながら、軽視(見てみぬふり)してきた国会議員・職員・国民に「問題」があるのではないでしょうか。 今回は、ただ選挙対策にされただけ・・・としか思いません。	このことについては、地域別の温度差がありすぎることから、一律に期日などを設けた方法では駄目、時間をかけてじっくり行うべき、進捗状況をそのつど公表していけば国民もわかってくれるはず。 私たちは「国民のために公務を行っている」わけで、「国会議員のために仕事をしている」わけではありません。国会議員の立場で期日などを決めるべきではない。もっと全体をみて順序を決めて「丁寧・迅速」に行うべき。現状は期日などがもうけられているため繁雑の業務になりがちであり、また何年後かに同じことを繰り返しそうである。 本当に、今のまま進めて行って「大丈夫？」なのでしょうか。今更、このようなアンケートをとって
2987	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成19年に年金給付業務に携わるようになって、はじめて具体的なさまざまな問題を認識しました。それまでは、これほど、本人に確認されていない記録があるとは思いもしませんでした。	オンライン化されたときに、時間をかけ正確な記録を確実に登録し、その際に分かっていた問題点を、そのとき話し合い、対応策を考えていれば、今ほどの記録問題はおこらなかったと考えます。
2988	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	年金記録に係るシステム開発では、記録不備等があれば事故リストが出力されますが、各々の事故リストや基礎年金番号付番当時(H9. 1)に出力された事故リストについて、その事故リストの存在を担当部署(企画調整課)に知らせたのか、その事故リストに基づき年金記録の修正を担当部署(業務各課)に依頼したのかが気になっています。 (当方が、確実に把握しているわけではないですが、当方がシステム開発第2課在籍時に基礎年金番号の付番に関しては大量に事故リストが出力されても未処理のままと聞いたことがあったので)	年金記録については年金定期便等で修正されると思います。 事故リストについては、適切に処理されれば良いと思います。	[redacted]資格記録と給付記録が不一致のため、給付システムに資格記録を送れないという事象があり、事故リストを出力し各々記録整備を行いましたが、この時点で記録不備が多いことを知りました。 それまで、資格記録と給付記録を突合する処理はなかったと聞いた記憶があります。	当時把握したものは全て対応したつもりです(記録修正されたかも確認しました)。 年金記録の管理・運用の仕方やそれに合ったシステム開発、業務処理になっていなかったと思います。
2989	地方庁	その他(社会保険事務所)				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2990	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていない問題は存じません。	一つ一つを地道に調べ上げていくしか方法はないと思います。一気に解決させる方法はないと考えます。	一人の人が、複数の厚生年金保険の番号を持っているケースがあることを、この職場に入ってからすぐに知りました。その数が意外に多いことに対して、将来何か問題が発生してしまうのではないかという、漠然とした不安は感じてはおりました。	今でこそ、疑重複などコンピュータでチェックできるようになりましたが、昔はそのようなことができませんでしたので、自分自身で対応したことは、窓口で口頭確認するぐらいでした。 資格取得時に、よく調べもせず、新規番号の払い出しをしてしまったことが、現在の年金問題の大きな原因のひとつとなっていると思いますので、その点は十分に反省すべきと考えます。
2991	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2992	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録については複雑な制度設計又、事務処理内容の複雑さもあって、まだまだ不完全な部分が残されているように思われます。思いつきで、国民年金の第一号資格について気になる点をひとつあげます。国民年金の適用については、20才及び厚生年金の資格喪失後等の勧奨、又、今後は34才・44才到達者についても勧奨・居住確認をして、一定期間経過後には職権による適用を行うこととなっていますが、未加入者の適用漏れ等の問題はやはり今後も残るものと思われます。機械的な問題も少なからず発生していると思います。例えば、本人に対する勧奨状の作成・送付等がされず、最終的に未加入の状態が続いてしまうケース、又、資格を入れても納付書が作成されず、未納記録となってしまうケースがあります。結果的に無年金者を増加させてしまう要因ともなりますし、よりよく改善されるべき点かと思います。	最終的には、住基ネットワークを一本化して、各個人の記録は一つのものでつながった形で管理されることの望ましいと思われます。また、それを各個人が確認しやすい環境をまず整備されることが望ましいと思います。 将来の知識として、国民年金に限らず大人社会で必要な基本的なことについては、義務教育内での取り入れも行うべきであると考えます。	年金記録問題は、私が採用される前の年あたりから大きな問題となってきていて、マスコミを始め、周囲から非難されているなと感じてはいました。	ただ、就職先をここと決めたときは、自分が入った職場を周囲から見直されるよう、より良いものへと変えていく為にできることをやっていこうと考えました。 しかし、やはり、まだまだ見直すべき点等も多くなかなか難しい問題であるなと感じております。 問題の反省点については、制度の複雑さや全国的に事務処理に不完全な処理がまだまだ残っている点、等が考えられます。
2993	地方庁	社会保険事務所課長級以上			基礎年金番号を導入したおり、何冊も年金手帳をもっている被保険者がほとんどだったことから。 今のような問題に発展するとは思ってもいなかったが、記録整理する発端が基礎年金番号導入時と思う。 (基礎年金番号制度の導入はよかったと思っている)	対応した被保険者には、極力、記憶を呼び起こすよう、「結婚したころどこにお勤めでしたか？」とか、「子供さんが生まれたとき、どこにお勤めでしたか？」等勧めてきた。 当時は、当方から被保険者への情報提供に制限があり、具体的な事業所名を言えなかったため、記憶を呼び起こすのに限界があったように思う。 反省点は、必ず、2冊以上手帳を持っているとの共通認識で、社会保険庁への回答方法にもっと工夫を凝らすとともに、市町村との協力により年金相談所の開設等、今回の問題発生後とった策を、基礎年金番号導入時に行っておれば良かったのではないか。
2994	地方庁	社会保険事務所課長級以上	北海道庁の爆破事件があった当時、かなりの数の国民年金加入(納付)原簿が消失し回復不能となった期間があると先輩から聞いたことがある。 現在は行なわれていないが、相当期間において事務所総務課長以上の把握する範囲で、社会保険協会費(適用事業所から加入任意で年会費として徴収)の一部を裏金的にプールしてあり、業務外の接待費用や収納困難な保険料や延滞金、苦情対応で国年未納保険料の充当したりしていたと先輩から聞いたことがある。 いずれも自身が関わったものではなく証拠や個人特定できる情報は持ち合わせていない。ただし協会貸流用はこれを管理できなければ総務課長以上に昇格できないことは出世を意識する職員の間では周知の事実であった。	既に第三者委員会でのあっせんにおいては地域の事情として考慮されていると思っている。広く公表することは虚偽申立ても可能となるので判断は難しい。	①申請に基づく記録管理の技術的限界から生じている問題。基礎年金番号導入までは、OA機器やネット技術も充分でなく、1つの年金手帳番号が一生涯一人で使われることは転職がない者以外は少ないのが現実であった。記録の確認も本人が照会しない限り全国民に通知する方法がとられてこなかった。 ②記録そのものが無くなること、遡及訂正されている可能性は極めて例外的であり何らかの事情があったもので当事者も理解しているものに限られると認識していた。	前問の①については、複数の年金番号でつながっても記録自体は無くなっているものではないので、被保険者が裁定請求時に事実の確認を求め国が保管している記録に基づいて権利を確定する方法が最善と考えていた。 現時点では、可能な限り基礎年番への統合を行政の側からも進めておくべきと考えるが、保有情報のみで統合することは別人統合の危険があり、結局特別便等の送付まで事業として行なわれなかったのが反省点である。 前問の②については、国民年金納付記録には市町村からの移管の際に実際に記録が無くなってしまう事実があることなど、記録管理が不十分であったと反省すべき点がある。厚年記録については機械管理が早くから導入されており届出と相異する記録は生じないと考えていた。現時点では虚偽の届出可能性も多くあると認識する。申請を補う充分な事実確認調査が必要と反省されるが受付時の審査や審査調査に限界があることも事実であり、今以上に権限と体制が縮小される年金機構に引き継ぐことになったのが残念である。
2995	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	古い記録ほど探し出すのが非常に困難である。現状で全てを調べ、正しい記録にするためには、人海戦術しかないのではと考えるが、記録補正した後の年金支払作業も時間がかかる状況の中、支払い作業に係るシステムの構築も必要ではないかと考える。	年金記録問題として国会、メディアが取り上げられ、ちょうどその時に事務所年金窓口の相談業務をしていただけに、お客様からの積切な意見・相談を受け、老後の生活設計等にも支障をきたす、社会保険庁として最も重要かつ早期に解消しなければとの認識を持った。自分の頭の中で本当に大変な問題と意識をしたのが、平成18年から平成19年であるが、それ以前から、年金記録に不備、問題があることは知っていた。	年金相談窓口で、まずは記録問題を引き起こした責任を自分のものと考え、お客様からの相談に対しことについての謝罪を含め、お客様からの言葉を真摯に受け止め、お客様と一緒に記録を見つけるんだという意識を持って、対応してきた。年金記録問題は古くからの問題が蓄積され、ここで爆発した漬宇である。年金請求する時点で記録の補正をすれば良いとの考えが、社会保険庁全体にあったこと、年金は国から支払ってやるという意識が強かったことが、一番の反
2996	地方庁	社会保険事務所長	なし		手作業管理の時代は地方庁では重複手番払い出しの確認が出来ず、被保険者からの申し出に頼らざるを得なかった。年金請求時に職歴申立書により加入期間確認していた。オンライン切り替え後は資格取得時に重複手番があるか確認していた。基礎年金番号導入時に複数制度に加入したことのある被保険者、受給者に対する基礎年番統合作業が強力に推進できなかった。	年金請求を受付付けるさいの記録確認。厚生年金資格取得のさい年金手帳により他制度番号確認。事業所担当者に対する基礎年金番号への統合処理の協力依頼等で対応していた。 反省点としては、旧台帳管理の厚生年金、船員保険記録の機会管理が進んでいないこと、国民年金台帳を全数マイクロ保存しなかったこと。市町村所有の国民年金記録台帳の保存を市町村に任せたこと。基礎年金番号導入時に手番整理を強力に進めなかったこと。旧法該当者は制度ごとに1年以上の加入記録がないと年金の請求出来ないこと。同一制度で2以上の受給権が発生している場合老齢年金の受給額が少ないケースで未請求が多く請求指導を徹底したい。
2997	地方庁	その他(社会保険事務所)			記録の管理をデータ化が遅れた事での問題 受領した金銭の共有及び確認不足 記録問題が発覚した昨年の4月頃	現在の管理状況で金銭的な問題は解決していると思います。 但し、記録入力の誤りが年金に限らずあると思いますので、 入力確認の作業を徹底した方が良いと思います。
2998	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金の資格取得、資格喪失日は、事業所より提出される届書に基づいて設定されている。届書に記された日付はほとんどの場合正しいものとして、 社会保険事務所適用担当課において処理されている。 しかしながら、社会保険事務について詳細な情報を全ての事業所が有しているわけではなく、誤った日付を記載されているケースが全く無いとはいえないと思う。その結果、例えば本来は1月1日資格喪失と届出されるのが適当な場合でも、12月31日資格喪失として届出され、それに基づいて、厚生年金記録が作成されるという、事実との相違が生じてしまうことになる。 もちろん、被保険者から後日、「資格喪失日が相違しているのではないか。」との照会があれば、事業所に確認をし、事実との相違があれば、訂正届の提出を求めるところではあるが、すべての被保険者に対して、この対応がされているとは言えないと思う。(全ての被保険者が自らの資格喪失日に注意し相違あれば照会するとは限らないと思う)。	1. 適用事業所への事務指導を強化・徹底する 算定基礎届の説明会等における口頭説明、納入告知書等毎月送付する郵便物にリーフレットを同封するなど、事業主や事務担当者がこの問題を認識してもらう機会を設け、注意を促す。 2. 資格喪失日を被保険者あてに通知する これは、年金定期便等により、すでに実施されていることではあるが、資格喪失後、時間を経過してから、被保険者が事実との相違を認識する場合も多い。例えば、厚生年金の資格喪失後、場合により、国民年金の適用勧奨状が送付されるが、この段階で事実との相違を認識するケースも多く見られる。資格喪失届が社会保険事務所で処理された場合、その事実を早急に被保険者へ知らせる方策が必要だと考える。 3. 社会保険事務所(年金事務所)における、適用調査業務を強化する 年金記録問題解決への前提として、「過去の年金記録を正しいものとすること」、と「今後作成される年金記録を誤ったものとしないこと」の2つがあると考えている。資格喪失日の問題はこの後者に関係を持つが、その解決のため、年金記録作成の基になる届書についての内容確認、調査が重要でなないか。そのためには、事業所、被保険者に一定の協力、理解を求めることも必要になると考える。	社会保険事務所に採用された時、年金給付課に配属となった。先輩から教えられたのは、基礎年金番号により年金記録を管理しているという事実と基礎年金番号に未統合の記録が存在するという事実だった。未統合の記録については、年金の裁定請求時に請求者から提示される年金手帳を確認し基礎年金番号への統合処理を行う。その他については、基礎年金番号導入後、順次、被保険者への照会が行われており、その回答に基づいて、基礎年金番号へ統合されているとの説明だった。その意味で言えば、宙に浮いた年金記録の問題は、当初より知っていたことになるが、今思えばそれはいずれ解決されるだろうとの認識しかなかったと自省している。	年金給付課に配属され窓口での年金相談や、裁定請求書の審査・入力等の事務を担当したが、課長の方針もあり、窓口対応時や請求書審査時に本人からの待役の申出がなくても、未統合記録の有無の確認を徹底するようにした。他の職員からは、「なぜ本人からの申出が無いのにそこまでするのか。」との反発もあったと記憶しているが、新採後間もない自分には意見する余地もなかった。その後、年金給付課以外の配属課においても、年金相談業務を担当するシーンでは、「未統合記録を無くす」、「正しい年金記録に訂正する」という姿勢は変えなかった。 結果としてみれば、採用当時の私の課長の方針は間違いでなかったと思うが、その方針を社会保険庁に勤務する全ての職員が共有し、行動していれば、これほどの問題に発展しなかったのではないかと、残念に思う。
2999	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	他の無駄な作業がないかを見直す事です。 また年金機構への移行に伴う作業との平行についても考えさせられます。 機構発足後について、はっきりしていない事務所内の細かい作業がありながら、年金問題の早期解決ばかりを焦っても根本的な解決ができたと言えるのでしょうか。 信頼回復が必要と言われる中で、新組織に対する不安や不信も耳にします。 移行に伴うトラブルが発生しないように考えることも策のひとつではまいでしょうか。	個人の年金記録ではあっても、社会保険庁の在り方を問われる政治問題であると考えていました。 マスコミ等の報道と同時期に年金記録問題を知りました。	問題発覚以来、事務所の混雑や電話がつながりにくいといったご迷惑もおかけしていましたので、お待たせしない事や担当課に引き継ぐまでの窓度に責任を持つ等を心がけました。 難しい事を扱っていると思いますが、国民の皆様に対してわかりやすい書類ではなかった様に思われます。わかりやすく、自己の年金問題という意識・関心を持って頂かなければなりません。 また、難しくて理解ができない国民に対し、一方的な説明や事務処理がなかったかどうか、考え反省し改善しなければなりません。
3000	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	今やっているように可能性のある方に文書や電話で問い合わせていくしかないと思います。	問題が存在することを知ったのは、マスコミが報道しはじめた時です。 今まで知らなかったことが次々と明るみになって知りました。 知ってからは大変な問題が山積みであると思いました。	具体的な方法は自分では考えつかなかったため、窓口や電話での問い合わせが増えることが予想されたので、懇切・丁寧にお客様に応対をするよう心がけました。 反省点は、 ・台帳が手書きでは読みにくかったこと・・・かなり癖のある筆跡だと読めないため、タイプやワープロなど機械打ちができていれば違ったと思います。 ・フリガナや被保険者住所を記録していなかったこと・・・その2つがあれば本人の特定がしやすかったと思います。
3001	地方庁	社会保険事務所長	知りません。	該当せず。	若い時代に、社会保険適用業務を担当し、被保険者記録を原票で管理していたが、それ以前の記録管理については、万年筆で走り書きがしてあり、時代状況が異なるとはいえ、問題があると思っていた。 また、資格喪失日が月末になっていたりする場合、事業所の意図的なものを感じ、問題があると認識していたが、確認するすべはなかった。標準報酬の決定額についても、法的には事業主に被保険者に速やかに通知する義務が負わされているが、毎月、高額な保険料を源泉徴収しているのだから、もう少しきちっとした仕組みが必要と思っていた。 社会保険適用関係の課長時代に基礎年金番号制度が導入され、被保険者の住所登録、基礎年金番号への統合処理が行われ、その後も年代別に、未統合記録の統合を長い期間をかけて行っており、5千万件が未統合のまま残っていたとは知らなかった。	ねんきん特別便送付による窓口対応、特別便等の処理、フォローアップ照会、旧台帳記録の照会、再裁定等、次から次へと生じる業務に対し、事務所職員を総めて対応していくのが背いっぱいの状況である。 ねんきん特別便の送付に関しては、準備不足で、受給者に対する送付期間が短すぎて、一気に訪れる来訪者への窓口対応が追いつかず、結果的に客様にご迷惑をおかけした。 また、記録統合の結果、年金額が減額となる場合の対応について、当初から受給者の立場に立った、明確な方針を示して欲しかった。 愛知県の場合、集約化が遅れており、その分しわ寄せが事務所に来たが、事務局からの支援体制を組み、また、その間に全ての業務の集約化を完了させたことは評価されたい。
3002	地方庁	社会保険事務所課長級以上	滞納事業所の事業主について従業員から社会保険料等を控除しているにも関わらず、事業所として納付していない。運転資金として流用し、いわば横領していることになる。しかし、事業所が倒産でもしないかぎりその間、社会保険料は滞納のままでも事業主の年金記録はそのまま記録として残るのが今の制度である。国民年金の場合、未納は未納として記録されるが、厚生年金は未納として本人の記録には残らない。滞納事業所の事業主が、本人分も含め従業員の年金保険料も納付していないのに、現在或いは将来に厚生年金期間として年金を受給することはいか	悪質な滞納事業所の事業主については氏名を公表するか、厚生年金の記録は未納期間として処理するようシステムを改善すべきと考えます。	本人としては確かに国民年金を収めた或いは厚生年金のある事業所に勤めていた証拠書類等があるのに年金記録として収録されてないことは非常に残念なことであり、これから総力を挙げて解決していかなければならないと認識しています。このような問題が存在することを知ったのはいつ頃だったかよく覚えていません。	窓口に年金特別便等を持ってこられたお客様に対して、お客様の立場になって 当時の記憶等を思いだしていただいたりしました。 国民年金、厚生年金とも発足当時は紙台帳での管理でしたが、厚生年金に限っては紙による庁への進達業務が行われていましたが、オンライン切替時にうまく機能しなかったと思います。また一人1番号といういかにも机上の計算で考えて一人がいくつもの番号を取得するなどとは想定していなかったことが最大の原因と思われます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3003	地方庁	その他(社会保険事務局)	現在事務センターにおいて、国民年金異動リストの処理に従事していますが、厚生年金喪失年月日と国民年金資格取得年月日が相違する届けが多々見受けられます。 よくよく調べてみると、国民年金の取得届に添付されている離職証明書と社会保険事務所に提出される厚生年金の資格喪失届の日付が、意図的かは分かりませんが食い違っているケースがありました。 こういった届けに関しては一旦エラー扱いとして確認のうえ処理をしています。	処理の段階において、市町村に離職証明書を確認、事業所に連絡を行い、資格喪失年月日の訂正が必要であれば訂正届を提出するよう連絡しています。 が、あくまで担当者レベルでの判断で行っており、具体的に異動リストに関する処理はどこまで行うかは担当者に任せられているのが現状です。 喪失届を受付する段階では確認のしようがなく、総合調査での指導となるのでしょうが、それら以外での確認作業も必要かと考えます。 他県での処理がどう行っているのかも普段の業務を行っている中では見えていないため、ある程度のところまでは統一された処理マニュアル的なものが必要ではないのかと考えます。(たとえば	特別便が始まった後に期間調査業務に従事しましたので本格的に知ったのは問題が発生してからですが、台帳、マイクロの存在は知っていました。 県内では意図的に改ざんを行ったものはないと認識していました。	少なくとも問題発生以前は確認できる記録を確認したとおりにしか補正のしようがありませんでしたので、そのように対応してきました。 事務所まかせ、担当者まかせになっていることがないのか、事務処理方法の統一と意思の統一が必要だと思います。
3004	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	なるべく早期の解決が必要とすることから、十分な人員の確保が必要と思われます。	年金請求時に職歴と照合する際、ある程度解決されるものと思っていました。この問題については、3年くらい前にしりました。しかし現在は私の在職前の古い記録ですが、国民の皆様に不安な思いをさせたことは、大変申し訳なく思います。	年金記録問題を最重要課題として平日の夜間、土、日、出勤の中で精一杯対応をしてきました。この問題については、私たちの問題意識が低かったこと、もっと早い時期に国民の皆様に記録のお知らせをすべきだったのかと反省点としてあげられます。
3005	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現場の意見を取り入れてもらえるような雰囲気があればいいとは思います。	何十年も前にしていた事を、マスコミ報道によって、私達が一方的に責められとても嫌な問題として受け止めていました。 国民年金の収納率を上げなければならず、職員ががんばっていた時期でした。	問題があっても、事務所から庁に伝える事ができない(聞いてもらえない) 体質に問題があると思います。 本当の意味での国民の声が届けばいいなあと思います。
3006	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません。	質問が問(6)のみにかかるのか、年金記録問題全般にわたるのか分かりませんが、記録問題全般ということであれば、現在社会保険庁が持っている旧台帳(カセット)記録を全てオープンして、検索可能なものとし、年金特別便の照会等と併せて、資格記録の整備を急ぎ進めること。 抜本的には、住民票コード等の国民背番号に基づき年金記録を個々に整備し直すことが必要と思う。	基礎年金番号導入時点では、記録整備について社会保険庁の担当部署で、進めていくことであり、現在まで、これだけ多くの記録が手付かずで放置されているとは、知らなかった。知ったのは、正直年金記録問題が表面化した時です。 それまでは、年金記録は、年金請求時に記録を本人の申出と突合することから、年金受給時には、ほぼ解決することで、記録整備の進行状況と併せて 受給漏れ等の問題とはならず、いずれは解決するものと認識していた。	丁度年金相談担当だったので、記録確認に特に注意しました。 反省点としては ①年金記録管理についての認識が、個々に甘かったこと。 ②年金制度の周知度が低すぎること。
3007	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	職員を増員し大量動員して整理する。	基礎年金番号通知書を送付したとき、他年金番号があるかとのアンケートおよびその後の回答で、大量に浮いている記録があるものだと思った。ただし、今後は他年金番号を持つことがなくなるので、平成9年に20歳を迎える人が60歳になる40年をかけて熟成される制度だと思った。	40年かけて熟成されると思ったので特段対応しなかった。しかしながら早急に対応しなければならなかったと考える。
3008	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません	特にありません	私が採用された当時は、原票方式で本庁へ進達しておりました。進達されたものは、本庁ですべてデータ化されてコンピュータで管理されているものと認識しておりました。 収録されていないデータがこれほどあることは、年金記録問題が公になってはじめて知りました。 また、オンラインデータは完全だという認識でおりましたので、基礎年金番号が実施された際に手帳番号を申告せず未統合となっていた場合でも年金相談や年金請求の際に統合可能と考え	「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」が発出されたことにより、年金に対する関心が急激に高まりました。我々の対応としてはお客様一人ひとりが納得いくように対応することしか失った信頼を回復する方法はないと考えています。 これまで、自分が掛けてきた年金の状況を年金請求時にはじめて知るという状況だったため、過去のことを忘れてしまったり領収書等の証拠書がなかったりという状況になってしまったのだと思います。今後は定期的にお知らせすることで双方で確認することとなるので不信感は少なくなる
3009	地方庁	その他(社会保険事務所)			私は、昨年6月から任期つきで採用され社会保険事務所の業務に従事しましたので、業務経験は浅いですが非常事態だと認識致しました。	国年業務課ですので、お客様からの記録調査依頼をいかに迅速、正確に処理するかが大変重要だと考え、他庁照会依頼等時間がかかる案件には注意をはらいました。窓口や電話対応に追われ、就業時間内にはなかなか業務がはかどらないのも事実だと思います。特別便窓口対応では、怒り心頭でいらしたお客様も、お帰りになる時におれの言葉を戴いた時にはやりがいを感じました。お客様からの電話の多くは怒りや苦情で時間がかかり、窓口のお客様をお待たせして、ご迷惑をおかけしてしまう事も事実だと思います。
3010	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚年と国年の記録が重複していると、厚生年金で徴収済みにもかかわらず、国年部分が未納表示となり、お客様へ未納として督促がいってしまう点。	統合等を行った際の履歴確認体制の強化	どのような問題か→絶対にあってはならない問題。 知ったのは→入所前。	どのように対応しようとしたか→お客様の問い合わせ以外にも、記録上、相違している点がないか。その都度確認を実施。 反省点→入所して最初に感じた事は、全体的に個人主義の方が多く、チーム内の連携に欠けると感じました。また、課内で問題点や改善点などを話し合う機会も場所(部屋)も全くない事に驚きました。 そもそも、そういった基本作業ができていれば、年金問題は起こらなかったのではないかと自分
3011	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	過去の記録を調査するにあたり、経験を有したOBの活用は有効であると思います。	国民年金業務課で平成16年から2年ほど年金の業務を担当しましたが、当時は現在の記録問題の内容についての認識はあまりありませんでした。基礎年金番号制度を導入した時も、健康保険の給付の担当でしたので、記録に関しての問題認識は当時もあまりなかったように思います。	年金の記録は長期間管理していかねばならないものなのに、その管理を怠ったことが行政として一番反省すべき点と思います。 あとは、制度を作ってこられた方に、将来的なビジョンがなかったのか、場当たり的な改正を繰り返されてきたのではないか、結果、年金制度がとても複雑なものとなり、国民にも周知できず、現場は常に混乱し、それらの積み重ねが今の記録問題につながっていったのではないでしょうか。 現場の人間が、もっと制度設計等に携わり、これはおかしい、こんな問題が起こるよ、という声を伝えていける体制さえあれば、ここまで大きな問題にならなかったと思えてなりません。
3012	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	特別便を送ってご本人から回答をもらって、記録の調査・統合を確実に行う	年金受給の基本となる重要大切な問題だと思っています。マスコミなど年金問題が報道されるようになってから	特別便に対して、親切・丁寧に、相手の立場にたって、特別便の処理に協力する。年金記録問題で国民の方々にご迷惑をおかけした事
3013	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	分かりません。	今行っている事、明言していることをやり遂げるしかないと思う。	報道で「消えた年金5000万件」が報じられ知りました。 実際のところ、報道で知り、驚いた。しかし、受給者及び被保険者に対しては死活問題であり、早急に記録の補正が必要である。 基礎年金番号制導入時にもっと記録整備を行っていればと思ったが、現実として、組織の信頼と記録の回復に努めなければならない。	実際に戸別訪問を行い、記録の確認をさせていただいたり、夜間の架電により本人及び家族の方から、確認をして貰った。 一人でも多くの方から、記録統合をさせていただくため、1件々丁寧に調査、確認作業に取り組んだ。 記録調査の段階で、記録がカセットに収録されているケースが多く、まずはカセットを全て開いてからのほうが良かったのではないか。 やはり、これだけの記録を紙ベースでの管理に無理があり、オンラインシステムも刷新すべきであった 他庁照会、再裁定に時間を要しているが、東京都、業務センターに、もっと早く専門チームを設置
3014	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	知らない	機械的処理では限界があることから、人海戦術しかないと思います。	昭和50年頃、厚生被保険者期間照会回答業務を担当していた当時、生年の届出誤り(意図的と思われる)及び複数の年番を有する事例が散見されていたことから、裁定請求時に労力を要するとの問題意識はあった。 基礎年金番号導入(平成9年)に当たっては、事前の周知不足と事後の統合への取組不足は否めない。(統合促進に向けた継続した周知等の取り組み)	職員間では記録管理の重要性は十分認識していたと思っているが、年金制度の重要性の意識醸成に向けた国民への周知不足、また、増大する記録管理に対する人的措置、予算措置等の不十分さも感じていた。
3015	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	現在、社会保険庁においては、通常業務をこれまでどおりこなしながら、年金記録問題に対応しています。 無理な体制での無理な対応は、不十分な結果しか生み出しません。 年金記録問題を処理するチームを別で設置する必要があると思います。	昭和60年前後のオンライン機械化の際の、業務センターにおけるオペレーターの入力ミスが最大の原因では？ 恐らく、入力後のチェックがされていないのではないでしょうか？	被保険者や受給者との接触の中で判明した入力ミスについては、補正処理を行うようにしていました。
3016	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	今集中して問題を解決していくべきと思うが、人員が削減され年金機構に移行するにあたって民間の人を採用するようであり、通常業務にも支障をきたしている状態であり、年金問題の解決は難しいのではないかと推察されます。 懲戒処分対象者は経験豊富な人員が多いのでそういう者を含めて経験者を年金問題対策業務に重点配置し、通常業務に支障をきたさないようにするべきであると思います。	大変重要な問題であると認識していました。 年金相談等を受け、被保険者から勤めた記憶があるのに記録が見つからないといったケースがあり、誤った記録で登録になっているケースはあると思っていたが、オンライン化されていない記録があるとは聞いていなかった。世間一般に知らされた時期に知りました。 また、基礎年金番号が導入され、段階的に手番を統合することとなっていたが、もっと早い対策が必要と考えていた。	現在の職務が厚年適用関係であるので、直接的には対応できなかったが、通常業務において適切な年金番号の払い出し、手番が判明したときには早期に統合処理をするよう心がけた。
3017	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	データ処理による記録突合と本人等への記録確認を実施するとともに、重複対象者への事跡管理を徹底し、回答済と未回答(未接触)との区別を確実に行いつぶし込みを図る必要があると思います。	基礎年金番号導入時以降、未統合記録が残るであろうと認識していました。	年金記録等確認時に極力被保険者の記憶を引き出し年金記録を統合するような応対を心がけましたが、基礎年金番号導入時及び以降の被保険者等への広報・案内の取り組みが不十分だったと思います。
3018	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	今まで行ってきた、制度単位の管理から個人単位での記録の管理が必要と考える。 個人単位の管理をするためには、現在行っている(行おうとしている)特別便、定期便、統合帳との突合等で行えると考える。 再発防止策として、事業主・被保険者に対して基礎年金番号の重要性、年金崩壊はない等年金の意識を啓発し、転職時には、基礎年金番号を確認できるものを添付させる。	再就職の際に生年月日を偽証されても確認の術がなかったが、年金の申請の際には、本人からの申し立てもあるので、特に認識していなかった。	特になし。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3019	地方庁	その他(社会保険事務局)	公表されている以外は私もよくわかりません。	この問題に対する特別な部署を一つ造り徹底して取り組む。これは、年金制度が始まった時代背景からコンピューターの導入時期の問題点、これまでの社会保険の幹部たちの業務に対する取り組み方、健保組合、基金への天下り 問題等々、全ての社会保険における過去の反省及び問題点等の膿みを全部出し切った上で次の「じゃあ、どのように対処すべきか」が具体的に見えてくるのではないかとおもわれる。	昭和50年に社会保険に入り、その時、資格照会の担当になり戦争で焼けてしまった台帳があるかも」みたいな話を聞いたような気がしますが、よく、覚えていません。 その後、資格記録関係の部署に就かなかったため、認識できておらず、記録問題として出たときに知りました。	自分としては、これまでの自分達の職場体質を一掃し、お客様に対する対応を考え直さなければと思い電話対応、窓口対応をしてきました。 これまでの、社会保険の一番の問題点は、この職場には、健保組合と基金があり20年くらい務めると退職して退職金をもらい、次の健保、基金に理事長とかで行き、そこでまた今まで以上の給料と退職金をもらい、その後また学研監事になって死ぬ頃まで小遣いをもらえる。 これが、社会保険一家といわれている、この職場のトップと言われている人たちの生涯になっていますが、これでは、日本の将来とか、年金受給者のことを考えて行動できる訳がありません。 「将来どこの、より良い健保に行くか基金に行くか 、どこの常務になってどこの学研監事になって」なんて考えている人たちが、自分達の利益だけで、この社会保険と健保と基金の癒着の構図を作ってきたわけですから、まず、その膿みを全部出し切らなければ日本の年金問題は根本的に解決していかないのではとおもいます。個人でどうこうできる問題ではないので、どうしようもありませんが、いまだに続いている人事異動、退職者の健保、基金への異動を見ていると、変わらないかなと思いますが、何事も腐った膿みを出し切らなければ次のいい組織はできないのではと思います。
3020	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在の社会保険事務所の職員数では処理できないと思います。別の記録問題解決チームを作り、処理するべきだと思います。今、私たちは、毎日夜遅くまで残業し、休日も出勤して、通常業務と記録整備と年金相談をこなしています。それでも、未処理分を早く終わらせろと言われています。どうすればいいのでしょうか。	年金記録問題として認識したのは、マスコミで騒がれ始めたときです。もともと別々の制度をひとつにしたのですから、年金請求の時に記録整備すればいいと思っていました。	年金請求のときに、職歴を確認し、国民年金加入期間についても、もれや誤りがないかどうか確認し、氏名索引もして、ご本人に確認したうえで処理していました。その時、必要であれば、記録整備も行っています。過去の記録整備の時や機械化されたときの入力等は民間委託していたようですが、その時にきちんと確認していなかったのではないでしょうか。年金制度に対する理解があまりなかったころ、事業主や本人による届出に任せていたのはまずかったのではないでしょう
3021	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在行なっている、記録の確認作業をもっと迅速に行い、一日も早く正しい年金額を支給すること。 また、「ねんきん定期便」による定期的な記録等の確認を行なうことにより、被保険者の年金への	社会保険庁の信用の問題。	窓口応対時には懸切丁寧に対応し、できる限りその場で調査を完結させ、受給者等を安心させた。 制度がスタートしてから何十年も経過しており、昔の記憶を呼び起こすには時間が経ちすぎ、限
3022	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金記録は、厚生年金の場合は事業主・国民年金は被保険者本人からの正しい届出を、各社会保険事務所で正しく処理しているものと信じていた。 平成14年頃国民年金未納問題がマスコミで取り上げられて以降、厚生年金保険料にも一部の事業主から届出に意図的な不正ともいえるものがあること、社会保険庁側にも記録管理の不備や保険料率のみを追求するあまりの不正処理が存在することを、主にマスコミ報道で知りえた。	当時所属の社会保険事務所における管理者の指示に従い対応するしかないものと考えた。 各事業主からの届出について正しくなされるよう広報・指導が不足していた。又、その届出内容が事業主と社会保険側だけでなく、被保険者本人にも(わかりやすく)随時見えるものとなるようしなかったことが反省点ではないかと考えます。
3023	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	一般に知られている以外については、承知していません。	新たに対象者を掘り下げるよりも、給付、第三者委員会等の対応について、既請求者(既届者)に対する処理について、対応職員を増加するなどにより完実させるべきと考えます。	地方裁定が行われる以前は年金給付についての意識はなかったと記憶しています。基礎年金番号が導入された時点で、複数の手番を持っている者が発生している事実は認識していましたが、年金裁定請求時に個人の責任において統合整理できるものと認識していました。消えた年金等についての認識は平成17年以降であり、その時点で「届出主義」を用いていたため、年金手番の管理等については各個人に委ねられていたと認識していました。	年金裁定請求時において、請求者からの加入機関等の申立については、100%の調査確認の実施を心がけていました。 個人の記録について、60年以上も管理しなくてはならない現状を踏まえて、コンピュウターの発達の歴史からみて、現在の対応はベストに近いものと認識しています。しかし、基礎年金番号導入の時点から「届出主義」の方向転換を行っていれば、ここまで大きな問題にはならなかったのではないかと思われます。
3024	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金第3号未納の問題について 第3号特例制度について未だに過去の整理をしていくと未届者が存在することは事実ですが、過去の厚生年金が見つかった場合にも発生するケースがある。現時点でも発生している問題であり、何らかの対策を講じる必要があると思われます。 本人(一般的にサラリーマンの妻)が、夫は厚生年金の被保険者で本人(妻)が一時的に自分で厚生年金の被保険者になり、退職等で資格を喪失した場合、本人(妻)が第3号の届出を行ってもらうよう夫(配偶者)に伝えることを忘れた場合、あるいは短期のパートなどで知らぬ間に事業主が厚生年金の取得・喪失などにを行っていた場合など、3号未納が発生しますがこの問題の抜本的な解決は未だなされていないのが事実だと思います。	現在は国民年金3号未納問題は3号特例制度が施行されており救済されているが、3号当時の扶養状態を自ら証明(立証)することとされており当時の収入関係の書類を整える必要があるが、医療保険制度の扶養事実が確認できず、立証も困難な場合は未納として残ってしまう問題がある。 この解決策として難しい問題だが、今後もう一歩進めた対策・議論が必要と思われます。	年金記録問題は約4年前位だったと思いますが、年金記録問題の抜本的解決なくしては公的年金制度自体の永続的な信頼性は立ち行かないと認識している。	基礎年金番号制度を創設した平成9年1月1日当時、年金手帳番号が膨大に(約3億個)存在していが、創設した当時少なくとも前後2年程度を目途に被保険者に対し抜本的かつ早期に過去記録の整備を同時並行的に進め、早期に未統合の手帳番号数を現時点程度までに統合する努力を講じるべきであったと思います。 また、基礎年金番号通知書(当時の平成9年のもの)にいわゆる過去記録を 同時に通知することが未統合手帳番号の統合には不可欠であったが、本人が自分の過去記録を確認できる機能を欠いていた。
3025	地方庁	その他(社会保険事務所)	現在、問題になっている事象以外には思い当たりません。	現在、計画中のプランしかないと思います。	平成7年入社当時に認識していましたが、本人からの申立がない限り記録の調査、確認ができないため、社会保険事務所では何もできなかった。	平成7年当時、新規採用者であったため正式な提案ではないのですが、名簿の記録を全部、オンラインで確認してもれている記録をオンラインに登録すればいいのではないかと提案したが、前述のとおり本人の申立がないため実現は難しかった。また、この問題の反省点としては記録の登録(当時の台帳の記入、現在のオンライン登録)は事業主からの届出のため事業主の協力が必要不可欠です。制度について、届出義務について、説明責任を十分にできなかったのではないかということが反省点として挙げられると思います。また、社会保険事務所の記録の登録のチェック体制にも問題があったのではないかと思います。
3026	地方庁	その他(社会保険事務所)		当面は今の記録に関して調査を行い続けるしかないと思います。	深刻な問題。制度の存続ができるか心配でした。知ったのはいつもマスコミ報道からでした。	本庁の方針に従い一件一件解決していくしかないと思い、窓口にお越しいただいたお客様、お電話いただいたお客様に対して誠実に対応していくことを心がけた。マスコミの報道により国民の皆様が振り回されていた感が否めないと思われるので、もう少し責任者側としての本庁からの説明があればよかったと思う。
3027	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	限られた人員の中で、最大限出来る事を現時点ではやっていると思う。	分かりにくい制度にも問題があると思うが、個人個人の年金に対する無関心さや、認識の甘さがあると思う。	お客さんに対して、年金制度について分かるように説明するよう努力した。 経験・知識のある職員の退職が増え、年金記録問題の処理にさらに時間がかかるようになっているのが問題だと思う。
3028	地方庁	その他(社会保険事務所)	コンピューター化されるときに紙台帳の記録について、全てを収録されているわけではなかったこと。 厚生年金や国民年金の年金手帳番号をひとりで複数持つ人が、多数いること。 氏名や生年月日を偽ってあるいは、誤って加入している人が多数いること。 地方にもよると思われるが、算定のときに月々の収入に波のある人については一般の人との不公正感をなくすために年間の収入の平均をとって、保険者決定をしていたため、定期便が届いた際に月額に違和感を感じること。 第三号被保険者の特例ができる前は、届出もれで本来時効で未納となる期間に免除や納付があればそれを生かし、届出の日付を本人に有利になるように補正していたこと(三号マル特と呼んでいた)。 生活保護の法定免除は、一度処理すると解除をいれるまで引き続き免除となるため、実際には	古い事業所についても事業所整理記号をつけて、照会されたときにすみやかに回答できるように、整備してほしい。 事務所によっては、火災や水害で記録の調査が困難なものが、多数あるので庁が持っている記録を収録して現在の記録と突合してほしい。 年金はさまざまな要素から複雑に計算されるため、古い記録が見つかったからといって、必ずしも年金額が増えるとは、限らないことをもっと周知したほうがよいと思う。	採用されてすぐ位から、年金手帳の番号が明確な人でも、コンピューターの収録がもれていたり、誤っていたりすることがあって不思議に思っていた。ただ、紙台帳から移し替えられるときのミスだとしか、思っていなかったので、収録さえされていない記録が大量にあることは、ここ数年前まで思いもしなかった。 国民年金は遡って加入させることが多々あり、加入の時点で既に時効で未納の期間が生じることがあるにもかかわらず、以前から納付記録の申立てをされることが多く、そのつど払出年月日の確認などをして対応してきた。基本的には国・市区町村役場・本人がそれぞれ記録の管理をするので、確認ができるはずであるが、度重なる法改正や納付組織など納付場所の特殊性、附則納付の記録などひと筋縄では回答できないことがあり、困難な問題との認識が強い。	コンピューターに収録されている記録を鵜呑みにせず、気をつけて、紙台帳などの資料での確認をとるように心掛けた。 年金手帳を安易に発行しすぎたと思う。複数持つことを防ぐためにも、本人確認を徹底したうえで厳密に発行するべきだったと思う。 国民ひとりひとりが責任を持って自分の年金を管理する自覚に欠けていることを、国がもっと早くに気づき、対応しなかったことは問題の表面化を遅らせた一因と思われる。
3029	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在平成21年3月末までに受け付けた特別便の回答に追われています。 途中でフォローアップ、期間照会も入り、特別便の回答に専念できません。 特別便が完了してないのにもかかわらず、次々と違う視点からの記録照会文書が発送され、特別便チームに回答作成の業務が割り振られてきます。 人員の増員、回答ができるような研修、マニュアルの作成。各事務所での精度の格差をなくす。 また、明治生まれの人、なくなった方の分では収入により足きりをしたり、年金を訂正する必要性の見直し。今後の若い方の負担を考えると、今までの基準を見直すべきだと思います。	平成18年頃、テレビで年金納付したにもかかわらず、未納となって無年金の訴えを聞きました。 重い腰をあげ調査してみると、記録があるのに統合されていなかった。とのこと、人間のすることなので少しはミスもあるだろうと思っていた。	育休代用要員として勤務し、途中から任用職員となった。当時、適用関係の業務で他人事であった。担当者に電話を取り次ぐだけというにんしきだったが、 間違いがある受給者から誠意がないと指摘を受け、今までのお役所的な対応にかなり不信をもっていた。税金で働いている認識も浅かった。当事者から見れば、当然受けとるべき年金額が違っていることは許せないことだったし、生活していく上でお金は大事。 問い合わせしても、曖昧に腕押しでは余計に怒らせてしまうので、状況を説明する共有のデータベースを持ち、担当者でなくても回答できるといいと思う。
3030	地方庁	社会保険事務所課長級以上	過去のデータは本庁において入力作業を進められ現在の基礎データができあがった。 地方の社会保険には機械もなく入力じたいできなかった。記録補正は紙による送達方式がとられていた。入力後終了したとの連絡もなかった。 当時は本庁のデータが地方へ知らされることはなかった。 機械が地方に割り当てられた時も入力は一切できなかった。データを見ることじたいできなかったと思います。 過去においてやり取りした紙の補正データはどうなったのだろうか。 当時導入された機械はよく止まり復旧時間がかかっていた。入力しても機械が反応しない現状であった。	その場しのぎ的なシステムを作るのではなく長期的なデータシステムの作成が必要である。 平成21年に作成された事業所名簿検索システムでは不備な点があると思われるがそのことに対する検証もなくそのまま仕事が進められているのは今後問題になる可能性がある。	昭和61年ごろ地方での記録補正はできなかった。記録補正は理由がなければできなかった。年金請求時点において本庁のデータにより補正していくように知らされていた。	平成21年に導入された事業所名簿検索システムが導入され、そのシステムに正確性が内容に思われるため、他庁からの紹介にはできる限り回答した。通知では回答不要とのメールも届いていた。システムを検証していくことが必要と思います。別のパソコンを配布されても外付けハードディスクがフリーズしている現象が出ている。大事なデータはオンラインで管理して検索できるようにするほうがいいと思います。
3031	地方庁	その他(社会保険事務局)			これは組織の存亡に関わると考えていました。 存在を知ったのは19年6月頃です。	組織として考え、組織で決め、組織で動く。決められた個々の役割分担を着実に実行するしかないと考えていました。 問題意識を個々でなく組織で共有し、防止するためのチェック機能をさらに強化することが重要であると再認識した。
3032	地方庁	その他(社会保険事務所)	強制適用事業所(法人)でありながら、求人広告等に社会保険あります。 を標榜して求人している事業所がある。(職安には手配中と言うらしい。) 採用されて社保加入を催促すると、「とりあえず国保と国民年金に加入しといて」といわれてそのまま経過し、未加入期間が増大している被保険者が少なからずおられる。	着実に業務を進める。	年金相談窓口で対応するとき制度や資格等、職員でも戸惑うことが多い。 裁定請求書を受理する窓口で、本人に別手番あるにも関わらず本人が拒否 するケースもまま見受けられたことがあr ます。	受給権を確保できるように、国民一人一人の立場になって着実な業務を 遂行して行く。
3033	地方庁	その他(社会保険事務所)			この問題は、短時間で片付く問題ではないと思っています。初めて特別便が発送される時期に知りましたが、いざ相談にのってみると、相談者の認識があまりにもかけ離れている。特に法律やその当時の取扱のことが何も知らない人が圧倒的に多かった。	特別便の内容に応じて、過去の法律や取扱方法を調べ回答しています。 ほとんどの人は年金制度のことがわかりません。旧法の内容や、過去にどのような処理をしていたのか広報する必要がある。(国民年金に加入できる人や、社会保険適用事業所として認定さる基準など。)
3034	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3035	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	受給者世代から順次記録確認をすすめる。	制度の歴史的変遷と、記録管理の方法上の要素によって発生した問題。 問題の存在を知ったのは、平成18年頃。	被保険者が、年金加入記録を年金請求時まで定期的に確認する機会があれば、問題化するまでの規模にはならなかった、と考える。
3036	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	1件ごと丁寧な処理をおこなう。適当な処理で問題を先送りにしない。	機械(WM)に全ての記録が収録されておらず、また正しく収録されていないものがあること知り、年金請求時に本人への記録確認行為が重要であると認識した。(平成13年頃年金給付課に配属時)	年金請求者からの記録への疑義については、可能な限り丁寧に対応しようと心掛けた。当時はもちろんであるが、現時点においてもカセット状態の記録や事業所記号が収録されていない記録が多数あり、WMの記録を100%信頼できない状況にあるため、窓口対応での効率を低下させ

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3037	地方庁	その他（社会保険事務局）	なし	現行の方策の実施	一人で複数の手帳番号が払いだされた結果、統合未処理となったもの、入職以来（昭和49年8月）。	一人一番号で、記録されるよう手帳番号の確認に努め、一人に対して複数の手帳番号を払い出さないように前職歴の聴取をして、防止に取り組んだ。過去において、住民基本台帳番号との一元化などの方策が必要であった。
3038	地方庁	その他（社会保険事務所）		記録が見つからない方への具体的な方策が必要だと思います。	年金記録問題を知ったのは、新聞やテレビで年金記録問題が取り上げられるようになってからです。本人の記録がひとつにきちんと統合されていないのが大筋の問題と認識していました。	氏名や職場名などから年金手帳記号番号を探すことに専念しました。 紙台帳から機械へ入力する際の入力もれや、入力間違いが多いことがこの問題の一番の反省点かと思います。記録の氏名を漢字で管理せずにカナで管理していたらもう少し検索や調査もしやすかったのではないかと思います。
3039	地方庁	社会保険事務所課長級以上	世間一般に知られているかもしれませんが、1.生年月日の虚偽、偽名での就職のため、来庁しない人の年金番号があると思います。 2.建設関係等で入札のために過去に就労していた人を再雇用しているかのように届出を提出している事業所があるとゆうような事も聞いた事があります。		基礎年金番号制度創設時、健保・厚年資格取得届を入力処理時に疑重複番号が表示され、事業所へ確認の架電をするも、厚年番号の場合「以前には勤めたことが無いと本人は言っている。」国年で住所が相違する場合「本人に聴取したが住所は変わっていない。」との返事を聞くと、しかたなく強制付番していて、事情があるにせよ、後からややこしくなるだろうなと、思っていた。聞くところによると事業所からの届書に基礎年金番号が未記入の場合、事業所に確認せずに強制付番している事務所もあるようにも聞いたことがある。	(8)の回答と重複しますが、事業所に架電確認をしていた。その時に事業所名称や前住所を、こちらから言う事ができていれば、もう少し強制付番の数も少なく済んだようにも思います。
3040	地方庁	その他（社会保険事務所）	別にありません。	早急な解決が求められることから，各府県単位での専門のチームを作り記録 問題を集中的に行う。 事務所ごとでは効率的な事務処理にも限界があると考えます。	大切な年金加入記録がきっちりと管理がされておらず、国民の皆様に多大なご迷惑をおかけしました。 このような不適切な管理がされていたことは新聞報道等で初めて知った。	窓口での聞き取りを細かく行い不明な期間については期間照会等を行い、少しでも問題の解決ができるよう対応を行った。 この問題として年金の紙台帳から機械化がされる時点において漢字の誤りが非常に多く、カタカナでの登録がされていればまだ記録が容易に判明できたと考えます。
3041	地方庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	カセット開封されていない記録が多数存在するのではないか	社会保険業務センターが保有している旧台帳について、すべて開封する。	全国民に関係する、国家的な問題ではないかと認識している。存在については、平成19年6月の記録問題が話題になったとき。	記録問題に関する相談をされるお客様に対して、納得いただけるよう真摯な態度で対応するよう心がけている。反省点としては、過去、年金記録を処理する際、近視眼的なものの考え方による対応がこのような事態を招いたのではないかと思う。長期にわたる年金運営を視野に入れて法律を整備、システムを構築するべきではないか。
3042	地方庁	その他（社会保険事務所）	TV、新聞等で報道されているもの以外で、思い当たるものはありません。	ここまで件数が膨大だと、すべてを解決するのは難しいかと思います。ある程度線引きをし（生年月日で区切る等）、件数を絞り、記録問題のみを行う部署を発足させ（すでに発足済？）長い年月をかけて取り組まないと解決しません。	自分が入庁した平成7年当時から、年金の番号を複数持っていたり、厚生年金手番の氏名が考えられないような名前になっていたりと不備な記録を多々目にしていたので、いずれは大問題になるのではという認識はありました。 ただ、平成9年より基礎年金番号が導入されたので、長い時間はかかるが、いずれは改善されるだろうと甘い考えを持っておりました。	年金相談などの際には、しつこいぐらい戦歴をお聞きし、WMでの検索、自管轄の事業所であればマイクロなどを駆使し、少しでも記録漏れのないように努めたつもりですが、職員によっては「本人が申出してこない場合は、深く聞かない」というような考えのものもおり、課、事務所一体での対応に至らなかった事が、問題を大きくしてしまった原因です。
3043	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	業務センター・カセット・共済への照会分回答の迅速化	被保険者の重複番号の保持・勤務先の社保未加入 国会で問題に取り上げられた頃	特別便の迅速処理 業セン・カセット・共済・国年記録・080（名簿確認）・他庁補正等 照会時、回答が日数掛かりすぎ。再裁定も同じ。
3044	地方庁	その他（社会保険事務所）	知りません。		転職・転居等により、複数の年金番号が付番されている被保険者がおり、期間照会等の調査により記録統合作業が必要と認識。 現在言われている程の記録問題については、知りませんでした。	加入処理の際や年金請求時等に調査を行い、重複の疑いがあれば、本人に確認の作業を行っていました。また、平成9年の基礎年金番号制度開始時の「過去記録調査」実施により、問題は解決・解消されるものと思っていました。
3045	地方庁	その他（社会保険事務局）	ありません。	今年度完成予定の「電子画像データ検索システム」が使い勝手が良いものであることを前提として、未解明の年金記録を1件1件着実に照合していくこと。 そのために、年金記録解明に長けた専門の人材を育成して（発掘して）、全国各地を指導していくこと。または、ブロック事務所から選抜した職員を本部で研修して、ブロック事務所へフィードバックさせること。 年金記録問題については、今後2年間、「ヒト・モノ」を集中して解決していくということなので、それらを効率的に使って（例えば、前述のようなもの）着実に遂行していくほかはないと思う。	個人の年金受給に関する重大な問題ー年金記録の管理ができていなかったため、当人の記録であるにもかかわらず、年金額に結びつかないーであると認識していた。 年金記録問題がマスコミ等で取り上げられるようになった頃に知った。	年金記録問題で事務所に来られるお客様、また、訪問してお金いするお客様に対して、お詫びを申し上げるとともに、問題解決に向けて丁寧な対応に努めた。 事業所名簿等を検索しようとしても原本は各県で管理してあり、マイクロフィルムで判明しない場合は各県へ照会しないといけない等、年金記録を一元的に管理するシステム（検索を含む）が十分ではなかったと思われる。
3046	地方庁	その他（社会保険事務所）	存知ません。	なし。	一人、一人にとって大切な記録が漏れていたことは残念でした。 一昨年あたりから存在を知りました。	一人、一人に対する親切な、親身になった記録訂正とお詫びが必要かと思い窓口対応、回答書作成を心がけました。 事務的にやってきたことが一番の問題と感じます。
3047	地方庁	その他（社会保険事務所）		国民の皆様のご理解とご協力があってはじめて解決する問題なので、年金制度への理解と、ご自身の年金記録へ関心をもっていただくことのできるよう広報を行うことが必要と思う。 また、年金制度は長い期間をかけて複雑多岐なものとなっているため、今いる職員でも理解できていない点などがある。これから新たに民間から採用される方々にも年金制度を理解したうえで年金記録問題に対応できるよう、職員用の年金制度周知資料として、LANの項目に「これまでの年金制度」といったものを新たに設けて、LANに投稿されている過去の年金制度についての資料をまとめたもの、年金制度の沿革や制度改正についてまとめたものを掲示して自主的に研修できるようにする。（現在も研修資料として存在するものがあるが、年金記録問題対応用として特化	現在は、年金制度の複雑さ、それを踏まえた危機管理体制の不備、厚労省、社保職員の怠慢と年金記録に対する意識の低さ。 また、国民の皆様に年金制度の重要性を周知してこなかったことが回りまわって年金記録問題となったと思います。 年金記録問題として意識したのは平成15年ごろ。	被保険者の方に基礎年金番号以外の年金番号をお持ちであることを伝えてはいたものの、基礎年金番号への統合は年金受給までに完了すればいいという意識があり、その旨を被保険者の方々へ伝えていたことは反省点。
3048	地方庁	その他（社会保険事務局）	特になし	お客様からの地道な聞き取りをもとに情報確認すること。 また、制度上加入できない期間をより広報する。	平成元年入社でしたが、当時まだ基礎年金番号制導入前でしたので、事業主からの取得届は、そのほとんどが新規払出でしたし、重複取消しなどは、10個以上統合するお客様もいました。とにかく、20年後年金請求してきたときが最後のタイミングだからといわれたまま時間経過してしまったことを考えると、このような状況になる前にもっと早い対応ができたのではと胸が痛くなりま	これは、個人記録に関する事なので、お客様自身で管理する様また年金手帳を活用するように伝えていましたが、今のように年金が注目されればよかったのにと思います。 当時（20年前）足りなかったことは、国民の皆様に年金制度を広報しきれなかったこと。 今のような膨大なデータをお客様へ分かりやすく伝える手段が限定的だったことが考えられま
3049	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	地道な手作業を続けるほかないのでは？ほかにもうちょっとマスコミを上手に使ってほしい。	健康保険の適用業務に携わっていたとき、資格取得届に手帳番号が記載がないと訂番をはらいだしていた。ですが機械で管理しているし年金を請求するまでの間に整理できれば問題はないと思っていた。年金給付課に7年前に異動になり、そのときに機械にも載ってない番号や氏名生年月日も載ってない番号や会社名も載ってない番号があることをしりました。	手番のままのこっているものを早く整理するのはもちろん今後は正確に基礎番号に記録をいれていくことが大事だとおもいます。
3050	地方庁	その他（社会保険事務所）	特にありません。	年金受給者、年金加入者等の協力を得て解決するしかないと考えます。 どうしても誰の記録か特定できないこともあると公表したほうが良いと思います。	wmに登録されている記録であれば、基礎年金番号に収録されていない記録でも氏名検索等で判明すれば登録できるのでそれほど大きな問題という認識はなかった。基礎年金番号に収録されない記録が存在するという問題については基礎年金番号導入時から指摘されていたと思います。 wmに収録されていない記録が多数存在すること等を認識したのは「ねんきん特別便」開始後です。（社会保険庁からこんな調査をするという連絡文書が届くたび）この問題につきましては行政の信頼を揺るがす大問題との認識をしております。	対応としては、地道に調査を進めるしかないと思います。 反省点としては ・本人から申出がなければ記録の確認をおこなわなかったこと ・お客様の中には「窓口で自分の年金記録がもれていることを指摘し続けていたのに無視されてきた。」と主張される方がおられます。それが事実であれば、そのときに調査をするべきであった。 ・もっと早くから「ねんきん定期便」等でご本人に年金記録を確認いただく必要があった。 ・もっと早くから誰のものか確認のとれない年金記録についての調査をおこなうべきであった。
3051	地方庁	その他（社会保険事務局）	年金記録確認第三者委員会に国民年金保険料の記録について申し立てをしている人の大半は、実際は未納であった人が多いと推測されます。たとえば未納者宅を戸別訪問し納付督励を行っても、夫婦両方の分まで納付する余裕がないので片方の分だけ納付しておく例は頻繁にあったのに、今では片方が納付していれば両方とも納付になっていなければおかしいかのようになっています。また、1年のうち1～2ヶ月の短期間はどうしても納付できていないために納付督励している例も頻繁にあったのに、今では短期間の未納はありえないかのような風潮がつくられています。ほんの一部の横領した職員がいたことから、自分の記録も消されたと主張する人が多いことに驚くばかりです。何の証拠がなくても納付していたと主張する人を信用しようとする姿勢に疑問を感じます。全ての問題を社会保険庁のずさんな仕事の責任にしたこと（それが真実であればやむを得ません）が、年金記録問題の解決をより困難にしていると思います。	宙に浮いた5千万件の記録の持ち主を最後のひとりまでつきとめて、宙に浮いた記録をゼロにすることが問題の解決ならば、勤務した記憶がない人や死亡して確認がとれない人には状況からみて本人記録と判断されれば職権で統合する。また統合すれば年金額が減額する人には減額しない措置をとる。等の方策が必要と思います。今後の記録管理の方策として総背番号制のように国が国民の全てを管理するシステムにならない限りは、国民に年金記録の情報を提供し続け、個人個人が常に自分の記録を把握できるような仕組みを維持し一人ひとりに協力を求め続ける必要があると思います。また、運転免許証のように定期的に年金手帳を本人が記録を確認のうえ更新するようなことをすれば、更新時に本人も納得できてよいのではないかと思います。	年金記録問題は、①コンピューターもなく紙でしか記録を残せない時代が永くつづいてきたこと ②社会保険庁は被保険者の住所を管理していないため記録の把握を手帳を持っている個人に任せていたこと。等に根本的な問題があり厚生省及び社会保険庁（本庁）は宙に浮いた記録が5千万件あることが分かっていながら名寄せをするだけで、もっと積極的問題解決の方策をとらなかったことに大きな問題があったと認識していました。問題の存在を知ったのは平成19年6月頃マスコミの報道で知りました。	国民一人ひとりに協力をいただいているねんきん特別便や定期便の回答に全力をあげて対応してきました。年金記録を手帳を交付するだけで個人に任せていたことを反省しなければならないと思います。
3052	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		このことは、年金記録問題が取り上げられてから、統合されない記録がこれほど多いとは思わなかった。 自分の認識不足だった 宙に浮いている年金記録については、すべて解消すべきと思います。	ねんきん特別便の回答やご本人様からの申し出を受け、丁寧に対応することはもちろん、照会や調査を迅速に処理するよう努めています。 反省点として、 資格取得時の年金番号の確認が徹底されていなかったことや事業主からの届出に対する確認が甘かったと思います。 添付書類をしっかり既収し確認をすべきでした。
3053	地方庁	その他（社会保険事務局）	特にありません。	プロジェクトチームを作って問題の解決にあたる。現行定員だと通常業務があり、難しいと思うので、元職員などにも声をかけてメンバーを構成する。	国民生活に直結する問題と認識しています。3年前くらい。	被保険者あるいは年金受給者の照会にできるだけ丁寧に対応する。 記録そのものが一部紙媒体で残っていないことが反省点と思います。
3054	地方庁	その他（社会保険事務所）	特にありません。		私は基礎年金番号制度が施行されてから採用となったため、旧台帳等の古い記録は整備されているものだと思っていました。しかし、年金給付課に配属となった時に請求書の審査事務や年金相談窓口を通して、古い記録が整備されていないのもあるのだなと、その時はその程度の認識でしかありませんでした。 実際、マスコミ等で騒がれはじめてから年金記録問題としてその存在を認識しました。	社会保険職員の一人として自分が今出来ることをするしかないと思い、ねんきん特別便で相談にお越しになったお客様に対し、精一杯対応したつもりです。確かに、自分が生まれる前や採用になる前の話をされ、わからなくてお客様に怒られ、腑に落ちない時もありました。しかし、お客様からしてみれば、そんなことは関係なく社会保険職員の一人なので、お客様がご納得してお帰りいただけるよう対応したつもりです。 反省点としては、ねんきん特別便を送付する前に旧台帳の整備を先にするべきだったのではないかと思います。先に整備がしてあれば、相談等もスムーズにでき、お客様を長くお待たせすることもなかったのではないかと思います。また、旧台帳記録は氏名索引だけでは出てこないので、記録が補正されるまでの間、お客様にきちんとしたご回答ができず、再裁定の届出が遅れる等、様々な問題が発生したのではないかと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3055	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	過去の記録が漏れていることにより、受給権がなく無年金でいる方が多くいるのではないかと思います。 自分の記録が宙に浮いていて、いまだに統合もされておらず…という状態の方が多々いらっしゃいます。 記録漏れに関しては、基礎年金番号統合前が多いと思いますので、年金がまだ確立されていない時代だったために起きてしまったものと考えます。 このような問題が存在することを知ったのはこちらに入って1ヶ月程度経過したころですので、H21.4月ころであると思います。	国民年金の相談にいらっしゃった方でも、特別便の返答をいただいているか、WMで確認し、、窓口にせっかくいらしゃっていただいたのだから、その場でそのことをお客様に確認をし受け取りをするようにしていました。 何か用がないと、わざわざ出向いていただくということは難しいと思います。 お電話でも幾度か、加入記録の見方と回答票の書き方が難しい！もっとわかりやすくしてほしい、お年寄りには理解しづらい…というご意見を頂戴しました。 なるべく補足をつけて送りなおしたり、電話口にて説明を加えるなどしてまいりましたが、そうした補足を加えないと提出していただけない事例も多々あります。 特別便や定期便のまだ納付の確認できていないところを未納と表示することによりお客様から問い合わせが多く発生しました。 ここは未確認という表示にするか、発行時点のところまでで表示するなど検討していただきたい所です。
3056	地方庁	社会保険事務所課長級以上	これまで明らかにされた以外には、特に承知していません。	オンライン記録の整備を急ぐべきと思います。(カセットオープン)	人的要因および事務処理体制に問題があったと認識しています。	個別に説明をするしかすべがありませんでしたが、当時の取り扱いが不明であり、十分な説明が出来ないケースも多々ありました。 反省点としては、現在も存在しておりますが、不備記録等を整備した上で、特別便等の対応をするべきであったと思います。本人への照会が複数混在し、余計な混乱をまねいたケースが多々見受けられました。
3057	地方庁	社会保険事務所課長級以上			カセット記録がオンラインになつてから事業所名なしで氏名も正常なよみになつていない記録がでたときから本人と確認がむずかしくなるとおもつた	記録をもっている事務所になるべく確認おいれていた。各事務所のカセットがいまのようにみられていればよかつたとおもつている。
3058	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	この問題とは、(6)のことでしょうか？問題が大きすぎて、回答できません。	いわゆる宙に浮いた年金問題は、届出主義のやり方で業務に長年携わってきたので、早い時期に問題と分かっていたが、認識的には薄かったと思います。	問題点として、いまだに自分の基礎年金番号をきちんと管理できていない人がいます。20歳を過ぎても新番払い出しせざる得ない方がまだまだいます。 反省点であると考えられる点は、国民の年金制度に対する国民の認識の低さが考えられると思います。メディア等を活用した広報活動をもっと積極的に行わなかったからだと思います。
3059	地方庁	その他(社会保険事務所)			現在、直接収納業務に携わっているが、過去にあった事象を聞くたびになぜこのようなことが行われていたのかと、非常に遺憾である。 また、過去の記録を、早急に計画的に電子化しておくべきであったのではと感じる。オンライン化とともに、すべての記録の確認を進めておけばよかったのでは。	前記にも書いたが、反省点としては、社会保険庁全体として、記録の電子化が遅かったのではと感じる。 また、法令順守の徹底不足は否めない。
3060	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	氏名の読み方、生年月日が同一で、また、本人の記録と重複していない期間の記録については、ほかに氏名の読み方、生年月日が同一の人がいない記録であれば、国が本人の年金記録として処理してよいと思う。	厚生年金がスタートした当時から、社会保険事務所の職員ですら、この記録が、本人にとって重要な記録であるという認識がなかったのではないか、また、どのように年金受給につながっていくかということを、念頭に置いていないで事務処理を行ってきたため、被保険者名簿等への記載についても、自分が読めればいいという感覚で書いていたので、判読不能の字が多く、現在となっては、どうしようもない状況になってしまった。 一方、個人の方からすれば、以前は、年金についての関心が薄く、会社に就職するたびに新たに年金番号を受け取っていた人や、入社して短期間で辞職した人は、会社としては厚生年金への加入手続きをしていたにもかかわらず、本人は、加入していたとは思わない方々が多い。 社会保険庁としても、年金記録問題が公になる前から、年金が支給されるべき記録が存在していることがわかっていたと思われるのに、前もって記録の洗い出し、整備をしなかった。(労働組合との関わりか・・・) 平成19年頃と思う。	申し出の記録の確認について、誠心誠意対応した。 ・国民一人一人の年金の重大さが分からずに、職員が仕事をしていた。 ・国民一人一人が年金の重大さを分かっていなかった。 ・組織として、責任感及び危機意識がなかった。
3061	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	年金記録が、他人の記録となっているケース 年金記録をオンライン管理するに当たり、紙台帳の記録を進達しパンチ入力で現行のオンラインシムテムの記録としていますが、年金番号のパンチ誤りから記録が本人以外の者記録となっているものがあると思われる。	正しい記録という意味では、紙台帳の記録とオンラインシステムの記録を突合することが必要であり、突合した後、記録を正しく訂正することが本来の姿である。 [問題点] 年金を受給されていない者は、記録を訂正し年金記録を正しくすればよいが、年金受給者は年金額の減少もあるため一律に行うことが困難と考える。 個人的には、正しい記録にしたうえで、年金受給者についても正しい記録で年金額の計算を行うべきと考えます。	年金記録問題は、本来年金を掛けた者が、応分(正しい金額)の年金を受給することが当然である。 問題を知った時期(直面した時)は、平成16年に年金相談を担当しているとき年金を請求する者から、勤務していない事業所があるとの相談があったとき。	お客様の申し出により、該当社会保険事務所(払い出し庁)へ照会し、記録を確認した。お客様へ説明し、理解をしていただき記録の訂正等、事後処理を該当社会保険事務所に依頼した。 オンラインシステムでの記録管理において、記録を収録する際の入力誤りが原因であるため、入力結果のチェックが正確に行われていなかったと考えられる。今後においては、処理したもの全てのチェックを確実に行うこと。決められたマニュアル通りに事務処理を行うことが必要である。
3062	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3063	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	なし	平成9年ころ年金給付を担当していて、厚生年金などの場合、会社を変わるたびに年金手帳をもらっている人がで、そういう人からの相談を受けて実感していました。また、会社に入る年齢条件のために生年月日が戸籍とは違っている人がいることも知っていました。しかし、年金の裁定請求に来たときに聞き取りをして記録をつなげていけばよいものと考えていました。また、会社が最初の何ヶ月かを試用期間として厚生年金に加入させていないということがあったのも事実です。そのため、本人の申し立ての期間と、実際の厚生年金の加入期間が食い違っている場合もあります。社会保険調査官などが事業所調査を実施してそのような事実が判明した場合には、取得月日の訂正を指導しなおさせていましたが、年間に実施できる事業所調査の件数では、全部を是正できるはずもないとは思っていました。確かに社会保険庁の記録の方法が悪くて消えた年金記録があったかもしれませんが、一歩的に社会保険庁が悪者にされるのではなく、事業所側にも責任があったということはわかっていただきたい。また、これまで以上に事業所調査などを数多く実施するためには、調査に当たる人数を大幅に増やすか、民間に委託できるのであれば、委託するなどの方法で、的確な資格取得が行われるようにしていかなければならないと思います。 国民年金については、市町村の記録と社会保険庁の記録は過去には出向いて突合せをするなどしていましたので、安心と思っていましたが、何度かの台帳書き換えで、転記ミスなどがあり、すべてを信用できる記録とはなっていないようです。台帳の記入方法についても全国一律になっているべきなのに、そうなっていない部分もあり、今記録の突合せを行うにしても、昔のことがわかる職員などに聞きながら実施しているのが現状です。年金記録問題と世間に騒がれる前に、それもオンラインシステムを導入してすぐ位に突合せをしていたならば、こんな問題は起きなかっただろうに戸残念に思っています。 今後紙台帳との突合せを実施していくうえで、OBなどの協力が得られなければ本当に正しい記	国民年金の特殊台帳の記録突合せを実施するに当たり、OBの協力を得て実施しようとしましたが、皆さん忙しいらしく、思ったほど協力が得られなかったのが実情です。早くしないと、紙台帳時代のことをわかっているOBはどんどん少なくなっていますし、今後紙台帳との突き合わせなどを実施する場合、もっと積極的なOBの協力を得られなければ、現職や、臨時職員だけでは、思うように作業は進まないと思います。今社会保険で働いているものだけではなく、OBももっと巻き込んだ体制を構築していかなければならないと思います。 厚生年金にしても適正な資格取得届けを広報するだけでは、効果はなかなか現れないと思いますので、巡回して事業所を調査する仕組みなどを強化しなければ、いつまでも、被保険者が加入した日と資格取得年月日の差が生じて、社会保険の記録が正しいものだと胸を張って言えるときは来ないように思います。
3064	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	旧台帳記録の整備等による社会保険庁が保有する個人記録等を、全てコンピューターで確認できるように努力する。生年月日、氏名、年金番号、性別等で検索可能にする。 なお、台帳がない、読み取り不可能で判別できない記録を公表していく。	従前は、年金の請求時点で記録を確認していくことで、対応が可能であると認識していた。 これほど、記録の不備が多いとは思ってもいなかった。 認識したのは、5000万件取り上げられたときです。	記録の整備が最優先だと思った。 記録の管理について、年金手帳の記号番号に偏りすぎていた。また、年金手帳記号番号さえあれば、照会に対応できると考えていたが、手帳をなくした、複数取得している、さらに、手帳等を受け取っていないなど、年金に対する周知がされていなかった。 また、年金についての国民への広報が足りなかった。 もっと、義務教育内の中学生への社会科の授業等で、年金について取り上げてもいいほどの内容だと思います。
3065	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	聞いてません	根気よくやっていくしかないと思います	ずさんな記録管理や入力ミスが、これほど多いとは思っても見なかったし、なぜもっと、確かなチェック体制をとらなかったのかと残念でなりません。と同時に、「国民はかなり損をしてるんだろう。できる限り記録を見つけ出そう」と皆と話していました。ただ、この問題が表面化する以前は、「世の中には会社を替わるたびに、新規で、年金番号をつくる人が、なんと多いんだろう」と思ってました。まさかこちら側のミスがこれほどとは・・・ この問題を知ったのは、新聞やテレビで騒がれだしてからです。	上記のとおり、できる限り記録を見つけ出そうと、考えうる限りの手段や方法で探すことを心がけました。と同時に、今までの自分のやり方を反省しました。 反省点としては、一人ひとりの心がけと、チェック体制の確立と思います。
3066	地方庁	社会保険事務所課長級以上	今出ていること以外には知りません。	この問題だけのチームを編成し通常業務から切り離して処理を集中して行う。	消えた年金とは認識してしていませんでした。今回のように問題になってから知りました。	お客様からの情報収集し記録判明にむけて対応を行った。届出当時の書類の確認徹底(職員、届出者共に)が不十分であったと思います。
3067	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	市町村等との協力を今まで以上に要請して、個別にあたっていくしかないと思います。	年金記録問題が報道されるようになるまで、このような膨大な数の記録モレがあるとは思いもしませんでした。 裁定請求時にすべての記録は整備できる程度の問題くらいに認識していました。	基礎年金制度導入当初より、地道に広報などで呼びかけておくべきだったと思います。
3068	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	平日は通常業務が18時から20時位に終わり、その後に記録照会回答処理をおこない、土日も出勤して取組む状況が続いており、職員が疲労困憊し、仕事の質の低下が懸念されます。集中して専門的に対応できる体制の確立が急務であると考えます。	年金裁定請求書の審査や、年金相談窓口対応の際に、いくつも番号をお持ちの方がいらっしゃいましたが、以前は、厚生年金、船員保険、国民年金、共済組合それぞれ別の番号でしたし、同一制度内で重複している場合は、ご本人様の加入手続き時の手帳提出もれのため、ご本人の手続き誤りであり、国民年金選付金が発生しないケースは年金請求時に統合すれば問題がないという認識が強かったと思います。 報道で年金記録問題として連日取り上げられるようになってから、大きな問題として認識し、基礎年金番号制度を導入した以上は、もっと入念に手帳番号統合のご案内を、繰り返しおこなうべきであったと思います。また、職員が窓口や電話で、他の手帳番号がないか、もっと入念にチェックすべきであったと思います。	窓口や電話で応対時に、他の手帳番号がないかどうか、徹底的に調べるように心掛けております。また、お客様は年金についての知識がほとんどないことを踏まえて、たとえお客様の手続き誤りの場合であっても、親切丁寧に対応し、当方のシステムに重大な誤りがあったという前提で取組まなければいけないということを、日々痛感しております。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3069	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録は、WMに入っている情報がすべてだと思っていました。 WM以外に手管理で保存されている記録があることを知ったのは、年金記録問題が発生した、3年程前になります。	窓口での期間確認は、WMのみに頼らず、なるべく期間照会届を提出してもらい、時間がかかってでも、本人が納得できるまで、じっくり調査するようにしました。 問題点は、すべての記録がオンライン化されていないこと。過去に年金番号を同じ人に何個も払い出ししたこと。等だと思います。
3070	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道されている問題以外は存じません		制度的な欠点と共に、コンピュータの無い時代(過去)からの資格記録方法に、問題があったと認識しております 問題の存在を知ったのは、これらの報道がされる様になってからです	かかわったお客様に対し、以前にも増して誠実に対応しようとしました
3071	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金記録の解決に向けて、紙媒体で残された資料とコンピュータ上の情報の突き合わせ等、すでに示されたものについて誠実に行っていくべきと考えています。 しかし、一方でどれだけの方の納得を得られるのかについては疑問を感じます。 結局、多くのお客様にとっては、行政側の資料にどう記されているのかは問題ではなく、結果として自分の年金記録が追加されない以上は納得されないと考えます。 全国統一の救済基準を作成し、平成9年3月以前の未加入や未納を行政側が立証できない事例については、年金事務所において記録訂正を行うことを可能にすることが、早期の年金記録問題解決を可能にする方策の一つと考えます。	私たちの組織の体質、制度の不備、広報の不足、被保険者の皆さんの制度理解不足など、様々な要因が起こした問題と認識しています。 社会保険事務所に出向した平成13年頃には、基礎年金番号に統合されていない手帳記号番号が存在していることを問題として認識していました。	年金の裁定請求受付時に、お客様からの聞き取りを元に基礎年金番号以外の記録をできるだけ確認するよう心がけることで、対応しようとしてきました。 反省点としては、オンライン移行時及び基礎年金番号導入時に、現在取り組んでいるような姿勢で年金記録問題解決にあたるべきだったと考えています。
3072	地方庁	その他(社会保険事務所)	全国健康保険協会にあいまいな基準で採用された元職員に年金記録についてかかわっているものが非常に多いと思われること。その者の人事記録等と照合しながら確認したら良いのではないかと思う。	厚生年金においては、一般従業員は全く関係ない被害者であるため年金額に反映する重要なことであるため、申し立てがあれば、早急に訂正してあげるべき。しかし代表者、役員については事業所の責任者であり当時何も知らなかったというのには疑問がある。また国民年金については、手帳の払い出し日に照らし合わせるなどして、未加入で納付としたと主張する方とは分けて考えるべきではないかと思います。	組織的な関与であると、思っていた。当時の幹部からの支持はあったと思う。三回目位に事務所異動があった頃？詳細にはわかりません。	今までの幹部職のための至上主義をかんがえなおさなければならないこと。また、自分の国民、住民サービスの観点をきちっと様をただし見直す考えを自分一人でなく、全体で改善すること。また、今までの人事について、今までのように適材適所のような考え方で不公平な人事は絶対なくすこと、そうでないと全く変わらないと思う。今までがあまりにも酷すぎていた。来年からは、幹部職の質、平等な考え方になるように本当に期待します。失礼いたします。
3073	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		メディアの報道で初めて認識し、驚愕した。	今からやらなければならない事を着実に実行していこうと考えた。私の場合は窓口来所の方々の年金記録を1つ1つ解決する事。 この記録問題は膨大事項を先送りにし、自分たちの仕事だという意識が長きに渡り組織全体として欠如していたことから発生したと考える。もっと組織として、また、1人1人が責任を感じて仕事をしていかなければならないと思う。
3074	地方庁	社会保険事務所長			基礎年金番号が平成9年1月に導入されたにも拘らず、年金記録を基礎年金番号に統合する処理を怠ってきたことが問題である。基礎年金番号が導入された際に、現場の担当者として、基礎年金番号の重要性を大々的に広報し、基礎年金番号への統合を推進する取組を訴えたが、経費の問題、また、記録の統合は年金裁定時に行ったので良いという考えもあり、年金記録を整備する時期を逸してしまった。	現在の年金記録問題は、社会保険庁の記録管理が社撰であるため、国民の皆様にご自身で確認するよう訴えている。そうではなく、国民に対しては、基礎年金番号で年金に関する情報が全て分かるという重要なものであることを訴えて、自らが年金記録に関心を持っていただくような広報はできないものでしょうか。
3075	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	特になし	大変な問題だと認識しておりますが、時代的な背景、例えば、韓国や中国等からの強制連行されたと思われる氏名が、払い出し簿の中に多数あること等から、全面解決は難しいのではないかと危惧しておりました。 また、制度発足当初においては、年金制度の重要性を保険者及び被保険者ともに認識が不足していたのではないかと思います。現に、生年月日をずっと誤っておぼえていたり、職種によっては、意識的に数年若くしたり、反対に多くしたりしていた事例がありました。また、氏名についても俗名で届けたりしていた事例もありました。 手作業での時代、保険者側にも、もう少し丁寧な仕事のやり方が求められていたのかもしれません。例えば、読みやすい字で書く、ゴム印ははっきり押す等の些細な事柄が。 そういう、ささやかな事の積み重ねの結果だと認識しています。 標準報酬月額の問題に関しても、それが将来の年金額に反映されるところまでは考えが至らず、目先の保険料の多寡のみに関心が向けられているような気がします。	その時々の立場において、真摯に対応したつもりです。 手作業の時代から携わっていますので、<8>に記したとおりです。
3076	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	職員による不正入力については、不正入力の可能性のある資格等は処理結果リストを係長以上全員でチェックする事。 不正をした職員は処罰をおもくする。 記録の未統合に関しては、電話、来所相談、資格等の入力の再に気づいた時に必ず本人確認を取り、重複取消届を提出させる事。提出があるまでは、何度も確認をする事。	社会保険庁から社会保険職員全体の責任問題、信頼に関する問題と認識していました。 免除の不正入力、記録の改竄は決してしてはいけない事だと思い、同じ社会保険職員として、情けなかった。 問題が存在することを知ったのは平成18年頃だったと思います。	件数は多いと思いますが、一人一人に対して丁寧で責任、誠意ある対応をしようとしました。 年金定期便など本人に対しての確認作業が遅かった。昭和61年や基礎年金番号導入時等、今まで本人に記録確認する機会があったと思う。 不正入力については、事務所所長も含め黙認してやっていた所もあったので、収納率が大幅に変わった事務所、事務局については、社会保険庁が確認すべきであった。 当時、偽名、偽の生年月日で資格取得を提出する人、事業所が多かったみたいだが、そのような事業所に対してはおもい処罰をかせるべきであったと思う。 年金の裁定請求時に徹底した確認をすべきであった。昔勤務した事業所などこちらからは名前等教えれなかったので、本人が忘れていた場合は他人として扱われたので、今現在みたいに多少ヒント等を教えてもよかったのでは。
3077	地方庁	社会保険事務所長	わかりません。 以下余白			
3078	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に今他に思い当たるような事象はありません。	①時間や人、お金をかけても、電子年金記録と旧紙台帳記録の照合に早急に着手すること。判断の基本になる土台がしっかりしていないと、色々な問題に対処できない。 ②庁保管の旧台帳マイクロ保存分データを早急に電子データに入れ込むこと。(930届書の分) ③①②の進捗状況をホームページで公開すること。	①問題の先送りをしていると認識していました。 ・・・年金給付課在籍時に、再裁定が一向に減らない状況をみて、以前から年金番号の統合号や名寄せで収録を行っていればこういうことは減ったはずだと思った。 ②納付者を大切にしていない結果だと認識していました。 ・・・国民年金係に在籍時、納付はあたりまえという認識から、納付者をみないで、記録も納付者まかせにして、未納者対策にばかり走った。未納者には何回も文書や電話、個別訪問をして年金制度を説明し、その裏用も納付者の保険料から拠出していることを知り、納付者と未納者に対する行政対応の不公平感を持ちました。 ③収納率至上主義が招いたものと認識しました。 ・・・以前、徴収課在籍時に収納率100%の事務所があると聞き、ありえないと一人思っていましたが、今回の問題で腑に落ちました。	【対応】 ①については、年金裁定処理時に全件氏名索引を行って、本人の記録と思われるものについて、確認し、記録統合を行ったうえで、裁定処理を行った。また、氏名や生年月日が収録されず、年金番号のみの年金記録に氏名・生年月日を収録するよう要請したが実現されなかった。 ②については、市町村が保管する国民年金台帳を廃棄していいとの通知がでたとき、管轄市町村へは廃棄せず、保管しておくようお願いしました。また、納付者にメリットがある前納制度の集中的な広報や納付申出者へのより丁寧な応対を実施しました。 ③国民年金では、未納者のみではなく、納付者視点から収納率向上を図りました。(前納者対前年度200%等)また、厚生年金では差押回収率を目標に設定し、特に倒産時は税務署と競争してどちらが先に倒産事業所へ着いているか、即行動を基本にすえ、収納率はその結果であると職員へは言いました。 【反省】 ①問題を先送りしないこと。・・・何故を5回繰り返し、納得いくまで調査し、実現するまで、粘り強く要請を続ける、職員の意識改革 ②未納者よりも納付者を大切にする視点を持つ。・・・未納者は納付者が大切に扱われているのを見れば納付者へ変わる、納付記録が正当でない扱いは絶対に信頼を失う。何が重要かを見据えた事業のあり方 ③結果責任制よりプロセス責任制が必要だった。・・・目指すは収納率100%だが、要はそこに至るプロセスがどうだったかの観点が抜けていたと思います。
3079	地方庁	その他(社会保険事務局)			過去のずさんな管理体制と、それを維持してきた組織のひとりひとりの責任問題だと認識している。問題を知ったのは、実際に年金給付の仕事についてからで、正確な時期は思い出せない。	迅速な再裁定業務を行うための体制の立て直し。具体的には、派遣にも出来る仕事と職員の仕事を分業し、再裁定の進達業務の効率化、迅速化を図った。 問題点は、政治に組織が振り回されただけで、全国で統一した事務レベルでの対策、またはそのリーダーシップが十分に発揮出来ていないように思うこと。責任逃れだけを考えた無駄な事務の増加はたくさん通知されるけれど、効率化を考えた対策は十分にされなかったと思う。 リーダーシップをとる者は現場をもっと見ないといけないと思う。
3080	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
3081	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		資格記録を管理するシステムの構築が必要と思われます。 いろいろなファイルが作成されていますが、訂正記録等が反映するのにタイムラグがるため、手作業が増えて事務処理が煩雑になっているように思われる。	社会保険職員として行なわなければいけない、最重要項目。 平成16年頃。	年金記録問題の作業等へ積極的に対応 ねんきんあんしんダイヤルへの対応 年金記録問題窓口への対応 一度に大量の課題があげられ、要領等の理解不足で客様への対応が上手にできないことがあった。
3082	地方庁	その他(社会保険事務所)	一般に知られていない現在思いあたる事例はありません。	問題があれば早急に対策室を設置し効率的な進行を行い対応すべきだと考えます。	平成4年採用当時より資格取得届の厚生年金番号の新規払い出しについて届出には新規であっても本人の紛失、職歴の忘れ等によるものも多いので払い出しについては注意するところであったが事業所よりの確認、届出という制度の限界を感じていた。今考えるとこれらが浮いた年金の件数の一部になったと思える。	過去に年金番号をお持ちの可能性をさぐり事業所に職歴を確認したりすること。基礎年金番号の早期制度化が必要であった。基礎年金番号のように厚生年金番号も住所管理すべきであった。台帳作成時の氏名の読み仮名の確認、オンライン化するときの作業を氏名の漢字入力など慎重にすべきであった。後からでも統合できるという安易さからの一人一番号制度の周知不足。制度の学校教育の重要性があると考えられます。
3083	地方庁	その他(社会保険事務所)			勤務しはじめて期間照会業務があることに驚いた。更に、オンラインシステムに転記誤りが多数あること、被保険者名簿・原票にフリガナがないものも多数あること、都道府県によって、被保険者名簿・原票の様式が違うこと、など問題が発生するべくして、このような問題が起きたと思う。 標準報酬の遡及訂正については、事業主の届出に基づいて処理を行っていたが、賃金台帳などの関係書類の確認が充分でなかったために起きた問題であると思う。調査を進めるにつれて、実態が分かり始めた。	標準報酬の遡及改定については、現在の取り組みを進めることにより、新たな問題が発生することはないが、現在問題となっている部分については、全件調査をしなければ解決はしない。 ケースによっては、委託を受けている社労士が控えを持っている場合もあるので、更なる協力をお願いすることにより解決できる事案もあると思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3084	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		国民の社会保険庁に対する信頼がなくなってしまっており、「年金記録はまちがっているものだ」という先入観も多大であることで、本来適正だと思われる記録までもが「まちがっている」とご指摘される方も少なくない現状であるため、不本意ながらも一律救済もやむをえないのかなとも思い、またそうしないと国民の皆様は納得していただけないのかもしれないとも感じます。	生涯一事業所で終身雇用される方が少ない中で、現在の制度では、どうしても手続き忘れ等による未統合記録の発生が避けられない状況でした。そうした中、年金記録の統合処理にあたっては、別人記録を統合しないために、十分な注意を払い慎重に行うように指示されていました。(本人が職歴の記憶がなくなっているにもかかわらず、こちらから誘導するような形で安易に本人記録と断定することは危険であるなど。) こうした過去からの経緯が、別人記録の統合を防止してきた反面で、多数の未統合記録を残してきたという負の遺産を生んだと感じます。	(8)で記述した内容から、相談窓口や電話対応では、極力ご本人やご家族に記憶を呼び戻していただき、正しい記録への回復を進めてきたところです。一方では、(8)で記述したこれまでの経緯(対応)があまりにも慎重すぎたのかもしれないとも感じます。
3085	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	旧台帳、名簿、船員保険名簿等すべてをキテンとオンラインに登録すること。いろいろ整備していることは、わかっていますが、現状況では、平行して行うしかないのでしょう。現在、黄色い便でおこなっていますが、基礎年金番号に統合されていない浮いている手帳番号を調査していくしかないとおもいます。さらに、市町村の協力をなしには、最終段階まで、追いつけないとおもいます。	オンライン化により、すべて、入っているとおもっていた。時々抜けているのは、聞いていたが、判読不明などによる入力漏れ誤りなどの簡易に考えていた。また、請求時にキテット調査し行っているものと聞いていた。残念でならないのは、社会保険庁でいつ整備しようとしていたのか、地方としては、進達をしているのになぜ、信じられない。人員不足もあったのかもしれないが、後、回しにしていったツケがここにでてきたのだろう。社会保険庁全体の問題であるが、報道になる前に、キテットした計画を出せなかった、われわれ、社会保険庁が悪い、情けない気持ちと、残念な気持ちでいっぱいでした、現職に対応していただいて、大変な時期を、庁、地方一丸となって頑張っていると感じます。国民の方も、理解されている方もおり、「大変でしょうが、頑張ってください」の声もかけられることもしばしばです。もうひとつ、間違っているのは、組織解体の時期です。国民優先に考えなければならない、つまり、記録問題解決後でなければならない。勤務実態は、異常状況、民間の方々からも信じられないの声、田舎なもので良く国民の方は、見ています。最後に、四角四面の回答だけだは駄目だと感じています。民間や謝金、賞金職員の方は、どうしても、WMの画面をみて、有り、無しとブッキラボー、相手は「人」です。当時の社会情勢等盛り込んで、説明した方が納得いただけることが多いと思います。自分としても、外の職員の方も日々頑	誠意をもって接し、納得いけるせつめいをする。年金制度の複雑すぎて、一般国民にとって難しいもの、「誰が、こんなに複雑にした」と言った声もあります。①共済組合については、各共済に対応させる。②業務センターで持っている情報(カセットオープン、旧台帳)すべてWMで見られるよう画像化等行う。
3086	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	再勧定などへ人員を注力し、迅速な対応を行い、また、年金に対して関心のない人も少なくなく、メディア広告による周知もさらに増やすべきであると思います。	未統合記録があることは分かっており、年金は請求行為であるという以前からの対応もあり、起こるべくして起きた問題であると思いました。未統合記録が存在するということは、入庁してまもなく知りました。	お客様サービスを第一に接するよう心がけました。年金記録の不備は完全には防げませんが、基礎年金番号制度の平成9年に、より丁寧な対応をしておけばよかったと思います。
3087	地方庁	その他(社会保険事務所)	しりませんでした	職員が力合わせて行デなうことが大切だと思います	テレビ新聞等で知りました。	相談者に親切、丁寧に解りやすく説明させて頂くこと反省点としてはこんな問題があつた事おしらなかつたこと
3088	地方庁	社会保険事務所課長級以上			記録問題スタート時知った。統合が進んでないことに疑問は感じていた。	早急な統合処理、並びに今後基礎年金番号のチェック強化を事業主に促した。
3089	地方庁	社会保険事務所課長級以上	一般的に知られていない問題については、特に把握していません。		基礎年金番号導入時に国民の皆様の関心が低かったためか、年金相談の時など別の手帳番号を統合せずに、そのまま手帳をもっておられるケースが多々見受けられました。将来、大変なことにならなければよいが、と危惧しておりました。 その問題を知ったのは、年金給付課に配属されていた時期ですので、平成12・3年頃だったと記憶しています。	その問題を知って以降、私は年金相談や国民年金等の窓口対応時には、未統合の手帳をお持ちのお客様にはその旨ご説明し、積極的に番号統合を行いましたが、一人のすることでは限界があります。 基礎年金番号導入時はもとより、それ以降も年金月間等を活用し、社会保険庁としてももっと広報等に力を傾注し、取組を進めていれば、5，000万件というような膨大な数にはならなかったのではないか、と考えます。
3090	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3091	地方庁	その他(社会保険事務局)	承知していない。		当初は、年金記録問題の原因の大部分は基礎年金番号導入時の 手番統合に係る申し出をしていないことが原因だと思っていた。 しかし、年金記録問題の発生を機に、事務所にはない旧台帳の存在等 を知り、氏名の収録されていない記録があることを知ることとなり、本人より 記録が抜けているとの申し出があった場合でも記録が確認できないものと して処理されたものがあるのではないかとの認識を持つようになった。 ※入庁したのが、基礎年金番号導入後であり、オンラインに収録されて いる記録は基本的に正しいものだという認識があった。そのため、統合もれ の手番記録は氏名索引すればオンラインにより確認できるものと思っていた。	オンラインに収録されている記録が全てではなく、元になっている統台帳 の記録に立ち返ることを肝に銘じて対応しようとした。 反省点としては、(当時には、その当時における考えがあったのだと思うが) 紙で保管している記録が、オンラインに切り替わった後に、オンラインに氏名 や資格記録等全て収録できていなかったことが挙げられる。 また年金記録を確認する機会がほぼ年金請求の時であり、(予算の制約 があったと聞いているが)現役のときにお知らせする機会がなかったことも挙げ られる。
3092	地方庁	社会保険事務所課長級以上	現在はありません		端末機械に氏名不明の記録があったのは知っていたが、庁で順次補正している思っていた。今回の年金問題の報道等により知った。	社会保険事務所と庁との距離があり情報の共有がされていなかった。
3093	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録問題の解決には、現在、政府が掲げているように集中的にそして短期間で行う必要があると考えております。そのためにも、やはり待ちの姿勢でこの問題を解決するのではなく、お客様への積極的なアプローチが必要だと思っております。訪問や電話、媒体地方公共団体への協力要請などを通して直接、お客様と触れ合う中で、年金記録問題に対する信頼回復に努めていくべきだと思います。 私は、民間出身者で最近までサービス業界に身をおいていました。社会保険事務所に勤務して思ったことは、社会保険庁の職員は、お客様と直接触れ合うこと(コミュニケーション)を苦手にしている方が多いような気がしています。今後は、職員個々人ののコミュニケーション能力やサー	私は、平成21年3月から勤務しはじめたので、当時、すでに年金記録問題が明るみに出ていました。	法令順守の枠の中でお客様の立場にたって、最大限のサービスを行うことを心がけております。 年金記録問題の要因のひとつとして、法律上、申請主義をとっているのはわかりますが、ただ事業主や被保険者の申請を鵜呑みにしている部分があるように感じています。最近では標準報酬の遡及問題などが代表事例でありますが、今後は、各届書の事跡管理などを徹底していくべきであると思います。
3094	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	現職員が、最重要課題として全神経を傾け、この問題に取り組むことは言うまでもありませんが、宙に浮いた記録の全てを解明することは、事実上不可能であることから、「被害者」とされる基準を明確にしたうえで、被害者に該当する案件処理が、解消できた段階で、記録問題解決の終結とするしかないのではないかと考えます。	この年金記録整備作業は終結できるのか、また、いつまで続くのか、と言う不安が先に立ちました。 しかし、被害者になられる人には、何としても早く記録を整備して置く事が大切と考えました。反面、悪質な職員の処理が判明し、ショックでした。 この問題を私が認識したのは、やはり国会での長妻議員の指摘からでした。	戦争被害により記録の消滅等があることは、以前から知っていたが、5千万件の宙に浮いた記録があることを知ったときからは、年金受給者には保険料を掛けているにも関わらず、正しく年金を受けられていない人が多くおられるのだなと思い、解決に向け自分の仕事が想像を絶するものになると思いました。 この問題について反省点を挙げれば、提出された届書の保存、受付処理の徹底、作業処理の点検及び決裁の徹底、職員への指導内容のチェック等が不十分な状態であったことから、全体の作業内容の見直し等が必要と考える。
3095	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金に対し国民の皆様の信頼を失ったことを恥、信頼回復に全力を挙げ取り組まなければならない問題と認識しています。 平成19年に年金記録問題を知りました。	年金記録問題が始まった時、事務局の年金課に在籍しており、局として事務所支援に努めましたが、予想を上回る相談者の数で対応におわれました。年金に対する不安が相談者の来訪および電話の数であります。反省点としては、相談体制および「ねんきん特別便」の回答等の対応の遅れが考えられます。回答等が遅れることにより、さらに不信感が募り不満になり苦情につながりかねません。
3096	地方庁	社会保険事務所課長級以上	年金の受給権確保が困難な人(年金について知識がない人)の救済について行政側が国民に年金制度について、丁寧に説明してこなかった。	相談窓口にこられるお客様は、少ないと思います。時間をかけてでも、一人ひとりから聞き取りをしていくことが必要だと思います。	年金裁定時に、年金を統合すればよいと思っていた。	本人に記録の確認をしても、事業所名を覚えておられない方が意外と多かったこと。少しの期間だから、手続きが難しいと思い、訂正なしと回答した人がいた 妻が、夫が過去にどのような職業に従事していたか知らない人が、多いことが分かった。 今回の年金記録問題で、マスコミに取り上げられたことで、国民の皆様が年金について関心を持っていただいたことがよかった。 年金制度は、国民にとっては難しいことだらけであり、信頼の回復にむけ全力で仕事をしてまい
3097	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	早急に処理しようとすれば、調査不十分のまま処理される可能性があると思われます。期限を定めるのではなく、しっかりと人員を確保し時間を掛けていくべきだと思います。	統合されていない古い記録がこれほど多くあるとは思っていなかった。 年金記録問題が発生してから知ることとなった。	お客様の相談に誠実に対応した。 オンライン記録収録時の誤りが多い、旧台帳が収録されていない等記録が整理されないまま、特別便を送付したことが年金記録問題を大きくしたと思います。
3098	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません。	引続き適確な事務処理をしていくことです。	平成9年1月の基礎年金番号導入の準備が不十分だったと思われます。	本庁からの通知に従って事務処理を行いました。 基礎年金番号通知書の内容や重要性が、国民の皆様に十分伝わらなかった と思われます。 広報の面で、マスコミ等を活用し、国民の皆様に事前にお知らせした方が良かったと思います。 加入制度別、年齢層別等、時間をかけて徐々に通知した方が良かったと思います。 オンラインシステムを見直し、必要な改善をし、市町村や共済組合と十分な打合せをした方が良かったと思われます。
3099	地方庁	社会保険事務所課長級以上	賞与記録漏れ、誤りの確認不足	よりわかりやすい内容説明の広報、窓口での説明。	加入期間照会、年金請求時に本人に加入期間の確認をしていました。行政から通知をすることは、他人の加入記録を誤って統合してしまう恐れがあり、するべきではないと認識していました。 昨年です。	本人の立場に立ち、どうしたら加入期間が見つかるか、一緒になって聞き取り調査しました。 年一回の加入記録、納付記録を本人に確認して頂くことが大切と思います。 また、厚生年金等に加入する時には、必ず手帳を提示することが大切なので、 本人に対する年金の意識を高める広報、学校教育も必要と思います。
3100	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	年金記録の問題解決に向けては、今後も国民の一人ひとりのケースにあわせて対応していく必要があると思います。	国民の一人ひとりの将来(障害・遺族・老齢)の年金額や受給権の有無に関わるため、大きな影響がでる大変重要な問題だと思いました。年金記録問題に関するマスコミ・報道の情報がでるようになった頃からこの問題を知りました。	とても重要な問題なので、個人個人の話を誠意をもって聞き取り、今後の年金記録に前向きに解決できるよう対応しようと思いました。 この問題が起きた原因は、社会保険事務所はもちろん、市町村や事業所等によるものも複雑な形で絡んでいると思うので、年金に関する情報を、それぞれの立場からチェックする事(例えば、事業所の分として算出している保険料額と社会保険事務所が請求している保険料額が一致しているか、役所の年金部署にて受付された書類が、社会保険事務所にて処理が正常に行われているか、個人の年金記録がきれいに更新されているか(免除・国民年金納付記録・事業所の資格取得日・喪失年月日・標準報酬の額が実態にあっているか)本人に確認するシステム)などが欠落し、長い年月を放置していたことが積み重なってでてきた問題と思うので、この問題を真摯に受け止め、今後の国民の将来・日本の将来のために、安心・安定した生活を確保するために、がんばって解決していく必要があると思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3101	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録判明・統合により、年金支給額が減額になる場合、減額に納得しないため記録統合を行わない。ねんきん特別便の趣旨は記録整備にあると認識していますがこれではいつまでたっても宙に浮いてままになってしまう。	宙に浮いた年金記録を解消するためには記録統合を行うべき。 減額・返納金についての対策を政府が考える。	基礎年金番号を導入し、通知したときにきちんと他手番の申し出をしていればおこらない。また、年金受給の際歴審査をしているので漏れがあればそのときに統合できるので、問題意識はなかった。5000万件の宙に浮いた年金記録があると報道されその数に驚いたが、年金特別便を発送し、年金受給者に記録漏れが多いことにはもっと驚いた。受給者の記録統合は早急にすべきと感じた。	組織の指示に従い対応。 ねんきん特別便の回答に共済組合期間を記入させるようになっていたため調査が煩雑になり、回答が遅れた。共済組合期間は社会保険庁で確認できることではないのに記入させるようになっていたことが間違っていたと思う。 年金受給者の年金特別便が原簿記録から作成されていたため、本人期間ではない合算記録に対する間違いを多数指摘された。被保険者と同じ被保険者記録で作成するべきだったと思う。また、原簿収録の共済期間が被保険者記録にないため、回答書を作成するとき、特別便との内容相違を説明しなくてはならなかった。 記録統合を行えば、期間が増えて年金額が増えると思っていたが、減額になることもあること。 高齢者・死亡者の記録は確認が取れないので最後の1人まで確認することはできないことにはならないのか。
3102	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現時点の状況を真摯にうけとめて、現在行っている作業を確実におこなっていくしかないと考えます。長年積み重なってきた問題を即座に解決する策はないと思います。	平成9年に基礎年金番号制度がはじまった時点において、一般には関心がいまほどなかったためか、基礎年金番号の照会をおこなっても回答が得られない状況でした。	平成9年時には、裏務課に在籍していましたが、年金記録を基礎年金番号に統合するため、勧奨等をおこなっていました。 その後、年金給付課在籍した時期については、年金受給者であるにもかかわらず、記録もれがある事例がありました。裁定時に慎重に記録の確認を行っていかなければと考えます。
3103	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金記録問題については、大きな問題であり、解決に向けて職員一丸となって取組むべきであると考える。記録問題については、以前から未統合の記録があること等、一部存在していることは知っていたが、五千万件の未統合記録があることはマスコミ等の報道を聞いて知った。	年金記録問題において社会保険事務所への来訪者が急増したとき、自分の役職が事務所の年金給付課長であったため、お客様の受付、年金相談対応に伴う職員配置の段取り等、諸問題に対し積極的に対応したが、このときの年金記録問題に対する国民意識が非常に高いことを痛感した。また、その後の記録整備に伴う厚生年金払出漏の調査及びねんきん特別便の対応等、社会保険事務所では毎日多忙な日々が続いたが、その当時に記録問題の責任者(当時、庶務年金給付課長)であったことから、マニュアル等を作成し、各課各人に仕事を割振りする等、職員一丸となった取組みを実施した。このとき職員によっては積極的に実施するもの、そうでないものもおり、職員の記録問題に対する個人意識の差があることも考えさせられた。 今回のような大きな問題は、一人で行ってもできる訳がなく、職員一丸となって実施することが重要であり、職員は記録問題の解決に向け意識を高く持ち同じ目標に向けた意識の共有が必要である。そのため、事務所内で毎週のように協議を行い、進捗及び今後の実施方法等を話し合い、全ての職員に問題点と解決に向けた取組み方法を周知することを心掛けた。そのこともあって、事務所全体での早期実施、目標に向けた取組みも実施できたように思う。 反省点としては、お客様の苦情も多かったことから、一部の職員(一部の幹部職員)に苦情対応が偏り、精神的に落ち込む職員もいたが、苦情対応のマニュアル的なものも必要であったと思う。また、さまざまな問題点の解決については、現場の意見が重要であり、そのために現場の意見を尊重すべき体制作りも必要であったように思う。(事務所内では実施できたが、事務局を含めた体制強化も必要であった。)
3104	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	過去に処分されたかは別として経験や知識のある方々を集めて、一極集中で迅速な処理を行うべき。	国民一人一人の人生ともいえる記録であるにもかかわらず、管理があまりにもずさんであり、国民の皆様の信頼を裏切る結果となった問題であると思います。 問題の存在については、マスコミが騒ぎ出した頃だったと記憶しています。	事務所へ相談に来られた際には、親身になって記録を確認し納得してお帰りいただけるように対応いたしました。また、記録が存在するかを確認する作業においては名前の読み方や企業名について細かく調べ、調査を行いました。 反省点としては、人様の記録を管理するにあたって、あまりにも無頓着であったことに尽きると思います。またマイクロフィルムで記録を見る作業をしていて思ったのですが、あまりに字が小さかったり汚かったりで拡大しても全く読めない事例が多々ありました。おかげで解読するのに時間がかかり、大変な思いをしました。後々のことを考えて管理していたとは到底思えません。 最後になりますが、年金未納問題が明るみになる直前の年に私は採用されました。当時まさかこのようなことになるとは当然想像もしていませんでした。いろいろと問題が出てくる度に裏切られる思いでいっぱいでした。何度辞めようと思ったことか。これからはこのような事が無いことをただただ願うばかりです。
3105	地方庁	その他(社会保険事務局)		すべての正確なデータ化と管理強化と意識の向上	手管理による長期間に渡る記録の管理及びデータ化作業での不正確性と管理意識及び制度意識の不足。 番号の統合処理の際に問題ありと感じた。しかし、その都度統合処理を行っていくしかなかった。	チェック体制を含めた正確な記録の管理をおこなうこと。 当時の社会情勢による意識の問題及び紙台帳による管理が反省点。
3106	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	時間がかかるが、すべての記録を確認後一元的にオンラインで照写できるようにしたうえで、お客様との対応を図ることが必要と思われる。	問題になる以前は問題意識は無かった。 問題認識は国会等で問題となってからです。	一人ひとりのお客様に対し懇切丁寧に対応した。 今考えれば年金制度が始まった当初その膨大な記録を一元管理をすること事態が困難と思われる。制度自体に無理があったと考えざるを得ない。
3107	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし		基礎年金番号に統合されていな年金記録が残るのは、正しい年金額の決定がされない問題があると認識していた。 時期は不明だが、基礎年金番号が始まって以降。	年金請求の審査時には氏名索引を行い、年金番号の統合もれを防いだ。 基礎年金番号導入後のもっと早い時期に、手帳番号を統一する手立てをするべきであった。
3108	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	社会保険業務センターにおいてマイクロ化されたカセット記録がまだ多く見受けられる。この記録をデーターベース化しないと年金記録問題は終わらないと思われる。主に、戦時中の記録であると思われます。		年金相談を担当するようになり、カセット記録というものの存在を知りました。	政府には、カセット記録とか、現在行われているような年金記録に問題があっても取り上げてもらえず、予算が無いということで片付けられていたと思います。コンピューターのシステム開発でも、予算が無いということで必要なものを後先して開発されていたと思います。当時はマイクロにより、氏名索引、生年月日索引、本人の申立を頼りに、事業所台帳等を駆使して調べる方法を
3109	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	長妻大臣が進めておられる、4年間での解決を図ること、そしてそのうち最初の2年間に人とお金を集中して実施する計画であることに賛同しています。 ただ、やはり古い台帳を見る際に、各事務所や地方によって台帳等の登記の仕方に癖があったり、単純にコンピュータによる検索以上に、経験による一種の直感からの検索で誤って登録されている記録が見つかるケースもあるでしょうから、慢慢発足後も新規職員ばかりでなく、経験のあるOB等の職員を積極的に登用していただきたいと思います。 また、今後厚生局や全国健康保険協会にも職員が分割されていきますが、年金記録問題は、特に古くから勤めてきた職員に「より重い責任」があるわけですから、分割されて終わりではなく、職員の身分に関係なく、「オール厚労省関連省庁及び団体」という体制で実施していただきたいと思います。	①国民年金の不正免除問題や厚生年金の標準報酬月額の改ざん問題等明らかに法令に反する問題と②納付したにもかかわらず国民年金記録が未納となっているずさんな管理の問題、③宙に浮いた5，000万件の厚生年金の問題はそれぞれ分けて考えるべき問題であると考えています。 ①については明らかに職員と組織の法令遵反ですが、②は市町村と社会保険事務所との連絡誤りや事務処理のミス、或いは紛失等が考えられ、そもそも仕事を進めていくうえでのマニュアルにも多少無理があったのではないかという気がします。③についてはお客様にもうっかりされていた面があったのではないかと思います。現在基礎年金番号が導入されていても、紛失や会社と本人との連絡ミスから新たな手帳番号が払い出されてしまうケースがあることからもそのように思います。 しかし、私たちの中にも、そのような場合は年金を請求するまでに統合されればよいというような	私は、現在バックオフィスである事務局の会計係に所属しているため、直接業務としては対応しておりませんが、ここ数年、かつて年金給付課に在籍した経験がありましたので、事務所への年金相談の応援や業務センターへの再裁定業務の支援、現在は記録照会回答センターへの応援や、月2回の土曜出勤による国年特殊台帳の突きあわせ作業等、社会保険庁職員としての責任と捉えて対応してまいりました。 反省点というよりは悔やまれる点でありますが、本当は私も一人一人のお客様のお話をじっくりと聞き、もっと丁寧な対応をして差し上げたくても、それができないようなケースがあったことが挙げられます。なぜなら、我々からすれば大益に存在する問題の1つにすぎなくても、お客様からすれば唯一の問題であるからです。 日本年金機構が、そうした親切丁寧な対応ができる体制となるよう、単に効率性や合理性のみを追求する組織にならなければよいと思います。
3110	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知らない	人的体制を整えて、1人1人の記録を確認するしかないと思います。	公表以降	
3111	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	記録の確認については、対象者が高齢又は死亡等により、確認困難の事例も多数であるため、職権で統合できるものと本人確認を要するものとの分別基準をおおよそ職権統合できるものとする基準緩和が必要では。	これまで厚生年金保険や国民年金の記録を直接扱う業務への配属がなかったためは、現在のように大規模な未統合記録の存在は実感できなかった。年金の請求時に請求者からの申し立てにより記録調査・確認がされて、管理されている記録については整理がされているものと理解していた。当然、事務処理上の誤りや請求者からの申し立ての漏れ等は事務処理のボリュームから存在することはむしろ必然であって、そのことのフォローをいかに対処するかが問題と感じていた。	未統合記録のボリュームから、短期間での解決は困難なため、優先順位により特別便送付当初においては、窓口・補正・再裁定の事務処理能力も見極めて、送付量の調整が必要であったものと思われる。 また、事務処理能力のアップは、人員増に尽きたことから、処理可能となる人員の増と育成を図りつつ対応していくことが肝要であったと考える。
3112	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	なし	地道になるべき。 ただし、今までは外からの要望に対し、全てを受け入れ、事務処理方法、体制等の検討が不完全のまま行ってきた気がする。 可能であれば、再度全体の道筋を見直し、やり直したいが、不可能であると思われることから、結局今行っている業務を地道にやるしかないのではないか。 なお、地方の職員も含め、過去の記録管理の方法、その後の移行、今後の確認方法を再度徹底する必要があると思われる。	認識は平成19年。 問題は、記録管理の重要性の認識欠如。(記載ミス、パンチミス等) また、一人の方が複数の年金手帳を持っていたことも事実であり、被保険者等の年金制度への理解不足があった。	職員は改めて仕事の重要性を認識すべき。 また、引き続き年金制度のPRは重要である。 年金制度は、制度の見直しの都度複雑になり、職員もさることながら、一般国民には理解不可能なところもあるのではないか。このことが年金制度への不信感を募らせているとも思われる。わかりやすい制度にすべきと考える。 また、今後年金機構として引き続き記録問題の解決に向け最善を尽くすが、その体制整備も十分に検討すべきと思われる。
3113	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		OBの方にも調査・点検等に協力いただけるよう要請できないでしょうか。	報道等でしりました。手作業時代のときは、ミスはあったかも知れないと思うがミスをしようと思ってやったのではないと考えている。ただいわゆる消えた年金記録があったこということであるが、いつごろのものなのか今も知りません。	手作業時代は、地方庁での点検確認後、社会保険庁へ進達していた。ミスが二重に起こる可能性があった。現在の記録管理は、オンラインで入力処理していることから、現在行っている二人体制での入力処理結果リストの点検を進めていけばよいと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3114	地方庁	社会保険事務所長	現状で周知されている事案以外は承知しておりません。	福島県は各事務所で回答作業を行っているが、現行の作業方法では、効率が非常に悪いこと、事務所での人的配置が限界であること、などから年金記録整備の専門部署をつくり統制の取れた作業を実施していくべきと考える。 人的配置の限界について ①増員のための予算措置がされても、事務所で公募を行っても職員として使える人材の応募は皆無に近い状況。 ②1月から正職員11名、相談窓口8箇所の事務所で、記録整備事務員の育成のための人員措置は難しい状況にある。	基礎年金番号への未統合記録の問題は認識していおりました。 統合されていない記録でも、本人の職歴等の申立で探すことはできると考えていた。 オンライン収録が不完全な記録については、平成19年に記録の整備作業に携わるまで知りませんでした。 名前の無い記録、1つの手番に複数の方の記録が混在していたり、1人の記録で取得時・中間記録・喪失時の記録がすべて別々の手番に収録されていたり非常におどろきました。 (年金裁定時に、別番号で原簿記録が追加作成されているものも多数ある。)	記録問題の対応については、組織の指示どおりに対応をしてきた。 反省点については、逐次解消がされており現時点では考えつかない。
3115	地方庁	その他(社会保険事務所)	カセットオープンされていない記録が、まだ多く残っている。	本人に照会することと並行して、早急に記録の整備を行う。	受給すべき年金が、きちんと支給されていない。そのためにもお客様に対しては、誠意をもって対応し記録の回復に努めました。ねんきん特別便を発送して多くの受給者、被保険者の方々が未然され大変な問題であること実感しました。	各種届出書の内容、入力処理については、今後も入念にチェックしていく事が重要だと思う。安易に受付して処理する事なく事業主、被保険者に対しては、疑わしい事があればしっかりとした聞き取り調査を行っていかなければならないと思う。
3116	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	今やっている作業を地道に続けていくことだと思います。	期間調査届によって記録判明するケースの延長上にある問題と認識。 いつごろかはわかりません。	年金の裁定請求時に氏名検索を行った。(今の名前と旧姓以外にも考えられる読み方を検索した)
3117	地方庁	その他(社会保険事務所)	他には特になし		厚生年金の番号を払出するときには、会社からの届出を重視し、別な番号が払出されていても、確認行為を行なっていなかったことが、1人で何枚もの番号を持つことになってしまったこと。 制度(国民年金、厚生年金等)が別々になっていたため、本人が、一度も厚生年金に加入していなかったといわれれば、新規に払出をせざるを得ないと思います。(現在は、基礎年金番号になっているため、20歳以上の方は、必ず番号はあるとの対応はできるが) 紙台帳から、オンライン化された時点 基礎年金番号が記入された時点。	基礎年金番号が導入された時点で、統合処理を現在の対応(別な番号がないかどうかの徹底的な確認)をする必要があったと思う。正直、当時は、本人からの申出がなければ、統合をしなかったし、60歳の請求時点で確認すればよいとの対応でした。 また、オンライン化された時点で、国民年金台帳を全部マイクロ化を希望しましたが、当時、予算の面で、一部(特殊記録あり)しか、マイクロ化がされませんでした。
3118	地方庁	社会保険事務所課長級以上	1第3者委員会から厚生年金記録訂正のあっせんがなされた後、当該事業所があとで不服を申出るしくみが確立されていません。 具体的には、委員会の調査段階で、事業所が調査の趣旨を理解していなかったため、特例保険料の請求が来た段階で慌てて反論しているケースが現実にあり、対応に苦慮しています。 2厚年の不適切な選及訂正の対象事業は、そのほとんどが滞納事業所の社長もしくは役員(家族が多い)であることは、一部の識者が指摘していますが、一般にはあまり知られていないのではないでしょうか。 私は徴収課ですが、「ペーパー会社を作り、自分の役員報酬を最高等級にし(実態と違う)、保険料滞納し(差押財産など当然なし)、つぶしてしまって年金受給」という冗談のような者に対抗する術がなく、忸怩たる思いをしています。 健保厚年の保険料滞納の問題は、年金給付するため、国民年金より重大な問題だという認識が一般には無いと思います。	年金記録問題は、現時点での方策を粛々と進めるしかないと思います。 年金問題は、非常に難しい問題だと思います。私は2年前から徴収課ですが、全所体制で年金問題に取り組んでいます。若年者にも早期に特別便を送るなど、一気にやりすぎの感があり、現場は疲弊しています。 ぜひ現場にも現場にも配慮した対策を望みます。	問題はいくつかに分類されると思います。 1単なる社保事務所及び庁の事務ミス、管理不足等による漏れ。 2社保職員の違法な記録操作等。 3適用事業所の瑕疵による記録もれ、誤り。 4氏名変更等により、窓口では防ぎようのない制度的、システム的なもれ。(これは、基礎年金番号収入後段階的に整理していたと思いますが。) 相当以前からなんとなく認識はしていました。	上記1から4について正直に述べます。 1そもそも、コンピューターのない戦中戦後からの記録を正確に残すのは、不可能ではないでしょうか。強いてあげれば、国民年金台帳をマイクロ化もせず一部廃棄したのは反省すべきと思います。事務ミスも手作業の時代は、当時の人数では完璧にチェックするのは不可能だったと思います。言い訳はできませんが。 2悪質な個人や事業所(滞納、届出義務を果たさない等)が多い中、現場ではいろいろな判断にせまられます。違法は認められませんが、現場にいる私としては複雑な思いです。特に国年免除問題などは、前向きな仕事により処分され、職場を去って行く方が多いです。 3と4は、組織として、もっと早期に整備すべき問題だったと思います。少なくとも平成9年の基礎年金番号収入後の進捗が遅かったと思います。
3119	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金の第三号被保険者の届出が2年以上遅れて提出された場合、「3号未納」と社会保険庁が呼称するのは、違法だと思います。 そもそも、第三号被保険者にはいわゆる「保険料の納付義務」がありません。その被保険者期間中に未納期間など存在するはずがありません。 その呼称そのものが脱法行為であると言わざるを得ません。 この呼称により、社会保険事務所の職員・区役所の職員が、第三号被保険者の届出が2年までだった(現在は、「三号特例制度」というのがあるので)のは、保険料の時効期限の2年間のせいだと思ってしまう。そして、それを国民の皆様に説明してしまいます。 昭和60年の国会審議の際の改正法案には、国民年金法附則第7条の3第1項の括弧書きは、ありませんでした。その後の審議の最中に「第三号の届出は、旧法の通算対象期間のように年金給付の請求時に申請すればよいのか。」という質疑があり、厚生省は、それでは、基礎年金拠出金の申請時効の2年に引っかかるとイことで急遽差し込んだだけのものです。 保険料の時効とは、まったく関係ありません。 また、先日、年金記録問題に伴い、第三号被保険者期間中に厚生年金保険の被保険者期間があるにもかかわらず、そのまま第三号被保険者になっていた被保険者に対して救済措置の通知が出ました。 ところが、第三号被保険者の期間中に配偶者の厚生年金保険の期間に1日でも空白があれば遡っての三号期間は認められていません。 これは、私が考えるには、まったく逆です。本人が厚生年金保険の被保険者になったのであれば、速やかに配偶者の扶養から抜けなければなりません。 したがって、再び第三号被保険者になった時点での届出は必須だと思います。 ところが、配偶者が会社を代わった際に1日たけ空白があったとしてもその扶養関係に何の変更があるのでしょうか。しかも配偶者の加入している厚生保険特別会計は、その第三号被保険者の基礎年金拠出金をずっと負担しています。むしろ、こちらのほうがいわゆる「やらずぼったくり」の状態です。 また、被保険者期間の単位は、月です。どんな方角から見ても問題ないと考えます。	1、「三号未納」という呼称を改める。 2、配偶者の短期の厚生年金保険の空白による三号未納者を救済する。	昭和63年から。	昭和63年から、たびたび問題として、質問してまいりましたが、何しろ、社会保険庁という役所は、下からの話は聞かない。というところでしたから。 仕方がないので、自分の部下や周りの人間には、この事を伝えてまいりました。
3120	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		来訪者の年金相談の際氏名索引をおこない、同姓同名で生年月日の違う方の手番がたくさん出てきたとき、この来訪者以外に本当の受給者がいるはずなのにそのままになっている手番がたくさんあると感じていた。 平成8年より年金給付課の窓口で応対をしていましたが、その頃から本人を特定するような名寄せ業務はしないのかと思っていました。	配偶者の旧姓で氏名索引を行ったり、出てきた手番については統合できるものは本人確認をして進めてきました。もう少し早く年金が話題になる前から名寄せ作業に入っていれば、お亡くなりになられている方や認知症の方を救えたのではないかと思います。本来貰えるべきものが本人さんへ支払われていないことが非常に残念でなりません。台帳をくって名前を探す作業も大変ですし非常に時間がかかってしまいますので、もう少しシステムを見直していただけると効率よく作業を進めていくことが可能かと思います。
3121	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3122	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	現時点においては、まず、お客様に対して社会保険庁が引き起こした問題であることを、常に意識して、お客様の記録を一日でも早く正しい記録に訂正し、尚且つ、判明していない記録等については、一日でも早く判明させ年金記録問題全体が解決するように、現在の各職員個人の担当している職務において、直接的、間接的に真摯に取り組み、対応を継続すべきであると考える。	年金記録問題を問題として認識したのは、報道、マスコミに取り上げられた頃の後、上部組織から、正式に色々な通知、事務連絡等がされる少し前と思います。年金給付担当、国民年金担当係も任務として担当したことがあるが、担当していた時点では、現在のような年金記録問題としての認識はありませんでした。	年金記録問題が発生した原因は色々、報道されておりますが、社会保険庁、社会保険事務所に過去勤務した職員が当時、行っていた事務処理が正しくなく、間違った事務処理、対応であったような報道等がされているが、私個人としては、その当時は行っていた事務処理が最良かどうかは別としても、問題を過去に引き起こす事を予測して、事務処理やお客様との対応をしていたとは 思えません。社会保険庁は当時としては、官公庁の中で電算化等を真っ先に取り入れ、年々増加する被保険者記録や事業所記録に対応するため、取り組んで来たと先輩方より教えられて来ましたし、そう認識しております。国民年金のさん孔タイプについても電算化の初期ですが、私個人も若い頃、国民年金係で実際に入力作業をしておりますし、国民年金、厚生年金の紙台帳からマイクロ化し、電算化した際も経験しております。年金記録問題が発生してから一部マスコミ報道では、これらの過去、変遷をたどって来た社会保険庁や社会保険事務所の電算化等の事務処理も全て、間違い、誤りだったような報道がされていますが、このことは、非常に残念に思っております。年金記録問題解決のため、現在は、一日でも早く、自分の任務を通して、出来る限りの対応を継続し、また、新組織に移行しても、お客様第一を常に自覚、認識して日々職務を行っ
3123	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在、国民年金関係の記録照会事務を行っていますが、市町村が以前保有していた台帳を、電子画像化をしていますが、その対応も追いついていないのが現状だと思われます。当初の案では、この時期にはもう電子画像かある程度完成している予定ではなかったかと思いますが、現在も照会書類が業務センター等から来ますが、照会できる件数も制限がある上に、その回答も全くといっていいくらい無いのが現状です。現場で対応している職員からしますと、そういった部分についても、もう少し、対応が早くできる体制作り等できないものかと思います。(電子画像化が完成すれば、当然、便利になる事はわっかっていますが、その間にどうしても時間がかかってしまう・一方で当然、照会書類等は出てきますので、難しいとは思いますが。)	基礎年金番号が導入された際、手番の分は、将来、被保険者の方が年金を受給する年齢になり、年金相談に来た際に統合処理をしていけばという感じだったと思います。当時は、年金の個人記録等も本人に渡していなかったと思います。今、考えればですが、「待ち」の姿勢というのが、これまでの、統合されていない(宙にういた)年金記録につながったと思います。また、特別便・名寄せ台帳の整理等ここ数年で順次整理していく中で、記録が判明していますので、これまでの、記録管理・年金裁定過程等全般に関して、何でここまで「ひどい」のかと思ったのも事実です。	窓口対応・郵送による照会書類対応ともに、被保険者の方が疑問等思った部分については、可能な限り照会・調査を行い、記録が判明すれば当然統合処理・再裁定が必要な方については、時間要する旨を丁寧に説明し、ご了解をもらう・また、記録が判明しなかった場合も、きちんと調査過程・結果を説明し、了解をもらえる様、自分自身の中で思い、業務を行ってきました。 問8にも記入しましたが、もう少し早くから、年金記録をご本人にオープンにする、可能であったならば、特別便の様な書類を年齢毎に毎年度区切って、送る事ができていれば(30・40・50歳になる方のみ等)、このような短期集中的になり混乱する事はなかったかとは思います。
3124	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	集中して対応しないと難しい業務である。1件に相当時間を要する場合もあるため他の業務と並行して行うのは困難である。専門部署にて制度等知識のある職員を揃え、人手を使い業務を行うべきである。	標会ある時に基礎年金番号へ未統合の手番を統合するようにしており、その手番が「消えた年金」の大半を占めている。長い時間をかけて統合していく当初の流れから発生した問題であると考えます。お客様からの届出本位の期間調査等の照会は基礎年金番号以前からあるもので、お客様の記憶に頼るしかないのであるが、お客様をわかりやすく導かなかった社会保険庁全体に問題があったと考えます。	基礎年金番号や手番や年金制度等をお客様に正しく認識いただき、納得いただくようわかりやすい説明をすることに努めました。 反省点としては、社会保険庁保有のデータ(旧台帳等)を整理した後にお客様にご提示しなかったこと。同じお客様に対して違った形で何通ものお知らせが届いたこと。つまり社会保険庁全体の保有するデータを整理することが全て後手であった。相談や調査体制作りを確立し、順序良く業務を行おうとするも、スムーズな流れを妨げられては、職員の努力に反して、処理件数への反映やお客様の不信感の解消には至らず残念であり、反省すべきことであると考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3125	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	知識・能力のある人が業務に携わるようにする。どうしても地方にやってもらう必要のある仕事以外は、本庁に集約して処理を行なう。記録訂正を各事務所で処理するのは業務の管理と時間の無駄である。	年金記録問題は、問題の全てが不作為による事故や誤りではなく、死亡者の記録など必要性のないものも含まれており、全ての事案が対象となるとは思っていなかった。また、問題の存在は、報道により宙に浮いた年金と騒がれてから知った。	事務分掌から自分が対応する必要性を求められず、また対応する手段もなかったため、事務所・課として指示があった場合にそれに従うのみでした。反省点としては、何事にしても問題の先送りにしないということ、問題として対応が必要になるかどうかの判断の誤りがあったこと、判断を誰がどのようにしたかの責任の所在があいまいであることにあると思います。
3126	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特にありません。	過去の年金記録については、これまで、社会保険庁が管理している記録(原簿)を基本としてきたが、原簿に疑義が生じた場合の事務処理を如何に取り扱うべきかの議論が不十分ではないかと思っております。 被保険者や受給者に対して、事務処理方法や事務処理体制を整えたうえで「加入記録のお知らせ」等を実施すべきです。 現時点での解決に向けた考えとしては、的を得ておりませんが、現在確認出来る記録を丁寧に確認して、これまで、しっかりと、法令に基づく「届出」や「保険料納付」を行った事業主や被保険者との不公平が生じない対応が必要と考えます。	特にありません。	年金給付の裁定請求時に、本人等から過去の職歴の申し立てがあるので裁定時に、順次整理するもの(組織決定されたもの)と当時は思っておりました。 自身の反省点については特にありません。
3127	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		年金記録問題の早期解決に向けて、集約化等で取り組むようになっていますが、可能であれば更なる人員増(賃金職員等)や一部を外部委託をすることが、必要と考えています。	年金記録は年金受給額に反映されるため、早期の解決が必要ですが過去の記録から現在までの膨大な記録の確認が必要なことから、時間のかかる点が問題であると認識しています。問題が存在することを知った時期については、5000万件が取り上げられた頃です。	当時は、年金給付課での窓口対応でしたが、一人、一人の相談に可能なかぎり窓口で解決できるように取り組みました。 反省点については、今まで記録問題を先送りしてきた事にあると思います。
3128	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3129	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません	①年金記録に関する知識を持った職員をきちんと配置し、一つ一つ丁寧に個々人の記録を調査すべきと思う。臨時的な職員を大量に動員して調査を行っても十分な調査までは行き届かないのではないか。 ②全ての記録問題が社会保険庁職員によって発生したものではないため、事業主や被保険者等に対し、適正な届出を行うよう制度内容の周知や説明を十分行うことが必要と思う。 そのためには、広報や説明会に開催に向けた十分な予算が確保されなければならない。 ③今後、同じ過ちを発生させないよう職員自ら法令に基づく適正な処理を行うようしなければならない。そのためには教育や研修が必要となる。	①年金記録問題と一言に言っても、中身は多岐にわたっている。標準報酬の改竄、不適正な免除処理、被保険者期間の申立との相違、標準報酬に係る届出の誤りによる苦情等々。 ②自分としては上司の命令による不適正な免除処理に携わり、矯正措置を受けた経緯がある。法令順守とは法律と命令のことであり、実施に当たっては悩んだこともあった。 ③標準報酬の改竄などは全くやっていないし、宙に浮いた年金記録などに対しても認識はなかった。	①事実と相違するような事務処理をしていたならば、深く反省すべきと思うし、再発防止に向け毅然たる態度で臨むべきと思う。 ②限られた人員や予算の中で、何が何でも事業実績を上げろという本庁からの指示にプレッシャーを感じたこともあった。そういう中で俗に言う悪しきローカルルールが発生したのではないか。 ③地方の声を聞かない、無理を言う本庁の姿勢にも問題あったのではないか。とにかく、本庁と地方間の風通しが悪かったこと、認識の共有化が不十分だったのではと反省している。
3130	地方庁	その他(社会保険事務所)		過去記録のデータベース化等検索可能なシステムの構築等	制度発足時からの問題。職員にも知らされていなかった記録の存在等、長期にわたる組織としての欠陥	個人としては、照会のあったものについて、ひとつひとつ丁寧に調査することしかない。制度上の不備、事務処理の取扱いとしての不備等(職員の記録に関する認識の甘さも含めて)
3131	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	存じません。	被保険者及び年金受給者に社会保険事務所(年金事務所)へ来訪いただくように広報を繰り返し行い、記録の確認作業を進めていく。	年金記録問題が表面化する前から、年金に関する相談等を受けた場合は、社会保険事務所に来訪していただき、ご自分の年金加入期間を確認していただくように説明を行っていた。厚生年金等の資格取得の際に年金手帳を新たに取得する者が非常に多く、社会保険事務説明会等において事業所に年金手帳の取り扱いについて説明したり、広報等によっても年金番号は一人一つのものであることを周知してきたが、年金手帳の新規取得は後を絶たず、今回のような問題が起こるものと、懸念は有ったが、こんなに大きな問題になるとは思っていなかった。(年金裁定時に加入記録は整理されるものと思っていた)	年金に関する相談等があったとき、公私共に年金ことが話題となったとき等に、年金加入期間は、若いうちに調べておいたほうが良い旨の説明をしていた。年金制度(新規加入、種別変更等の手続等)の普及が重要であり、一人でも多くの被保険者、年金受給者が自分の年金加入期間を確認するために、社会保険事務所(年金事務所)に来所していただくように、周知広報を頻繁に行うことが必要であると思われるが、その機会が不足していたのではないかと考える。
3132	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じ上げません。	年金記録問題が世間一般社会に問われて、社会保険庁が一体となり、年金特別便や年金定期便等や年金安心ダイヤルでの対応を通じて日本国民に周知徹底されたところです。 このようなことを踏まえ、第三者委員会への申し立てや年金の再裁定等の業務を一極集中的に実施したことは、大変に価値が有り有意義な事業だと考えられます。 現時点においても、引き続きこれらの業務を継続実施していくべきものと考えられます。 その上で、年金業務に精通した社会保険庁職員OB等の知識や知恵等を提供して頂き、更なる方法等を構築されこの問題の解決に向けて取り組む必要が有るものと考えられます。	公的年金制度本体が、大変に複雑で有り長い歴史の上でも、縦割りの制度でも有ったため、制度間の不公平が現に存在するものと考えられます。 また、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されましたが、その年金記録等を統合する紙台帳等からコンピュウター等への切り替え作業の際、人的作業上のやむを得ないミス等が発生したものと認識して考えています。	(8)の問題意識等を踏まえて、わたくしは、旧国民年金台帳等と基礎年金番号情報等との照合確認作業等を平常業務は基より時間外業務及び休祭日等業務にて、全職員が一体となり年金記録等に正常化・適正化に取り組んだ作業(業務)の一員として対応させて頂きました。 また、この問題についての反省点は、わたくしは、存じ上げません。
3133	地方庁	社会保険事務所課長級以上			平成9年の基礎年金番号導入時に、年金加入記録の未統合が相当数あることと、氏名及び生年月日の相違者が多くいたとき	極力、過去番号の登録に勤めた。
3134	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特にありません。	お客様お一人お一人のご記憶を細かに聴き取りをし、記憶と記録の照合を今後、よりいっそう進めていくことが大切だと思います。	恥ずかしながら、こういった年金問題が取りざたされるようになってから認識しました。	お客様のご記憶をよく聴き取るようにし、年金記録の調査に努めました。 制度としては基礎年金番号でじめから管理すべきだったはずだと思います。また、接客時にはお客様のご記憶をお伺いし、よくお探しするべきだったと思います。
3135	地方庁	社会保険事務所課長級以上	厚生年金の加入記録について、厚生年金の手番をたたいてもカセットが閉じられていて誰の記録なのか不明のものがたくさんあります。また、その記録を照会するには、業務センターに依頼し、カセットを開いてもらう作業が必要になっています。氏名索引をしても名前が入っていないのでヒットしない状況です。 すでに、これらの記録は現在の基礎年金番号に収録されている可能性もありますが、まずはカセットを開きオンライン上で記録の確認ができるよう早期に取り組む必要があると思います。	カセットを一つ一つ開くにも時間がかかると思いますので、その作業に携わる多数の人材が必要かと思います。素人ではわからないことも多いと思いますので、経験のある方が担当するほうがよいと思います。	主に国民年金の関係業務に携わっていましたが、納付記録を被保険者台帳に記載する際、間違って記載すれば被保険者の年金額に影響を及ぼすことを肝に銘じ処理していました。 当時は、市町村が国民年金の保険料を収納し、社会保険事務所に検認報告をするシステムでしたが、不自然な報告であると感じることがありました。 例えば、今までずっと完納している人が、ある年の報告では、3ヶ月だけ後認報告がないことがあったりしましたし、1年間全く納付なしという報告もありました。 そのような事例があったので、市町村記録と照合する作業を行いましたが、完全ではなかったと思います。 今から思えば、そのときに世間に公表し、誤っている記録について訂正することを行っておけばよかったと思いました。私も20歳の若造でしたので、上司等にこのような意見を述べることができず、目先の仕事に集中しておりました。	上記に記載しているとおり、誤りのないよう集中して業務に取り組みました。 しかし、現実には記録の不一致が生じており、職員全体では国民の方の記録を適正に管理するという意識が低かったかと思います。また、問題があれば、すぐに対応すべきと感じています。
3136	地方庁	その他(社会保険事務所)	私が認識している限りでは存じません。	紙台帳を再度電子化し直して、現在の記録との突き合わせを行うことがまずもって必要と考えます。 適正な記録訂正がなされているケースもあるため、不一致部分がある事例も相当程度に生じるはずですが、突き合わせ実施後に不一致の部分を理由も含めて再調査して、理由が無く不一致の部分を洗い出さなければ、過去からの記録を適正に収録し直すことは深野であると考えます。	平成9年1月1日の基礎年金番号導入時に、基礎年金番号として定められた番号以外の記録が年金手帳の記号番号のまま基礎年金番号への収録を被保険者からの自主的な申し出を主軸として、一部抽出調査にて統合勧奨を行うことが示されたとき、未統合番号が発生することの懸念を持ったのが走っかけでした。その時点では社会保険業務センターからの記録抽出により、社会保険事務所へ毎年相当件数の調査対象記録が示されるとされていましたが、最重要事項であることの位置づけが伝達されていなかったか、または重要事項として扱われなかったのか不明ではあるものの、職場の中でも優先事項との扱いもされませんでした。 基礎年金番号導入時から5年ほど経過した一定期間後には調査が大幅に縮小もしくは廃止されたような印象を持つようになり(調査について厳しくいわれることが無くなった)、その後は未統合番号の件数も明示されたことがなかったことから、私自身にとっては実態が不明で懸念はしていたものの、そもそもこれほど大きな件数が未統合、未整備であることは全く想像できませんでし	事務所窓口の応対や問い合わせなどにより、記録に未統合・未整備があると疑われる(例、疑重複の警告や基礎年金番号収録記録に大幅に未加入期間等がある場合など)には被保険者への連絡や調査のための事情説明を行うようにしていたが、全ての未統合記録の件数、該当記録が明示されていなかったため事務所の事務運用のレベルではきっかけが限られていたこともあり、基礎年金番号導入以降、一定期間を経過した後には、ほとんど対応不可能であった。(現在とは規定が異なるが、当時も当然個別案件の処理にかかるない限りみだりに記録の閲覧をしてはならないとされていたためむやみに未統合記録の掘り起こしはできなかった) もっと早期に調査のための体制を整えるべきであったと考える。
3137	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	本人の申出と現在ある台帳との突合せを、地道にしていくしかないと思います。	制度毎で番号があったため、基番に統合されていない記録があるとの認識でした。現在言われている年金記録問題は、年金給付課で、年金請求時に手番が基番に統合されていないのを知ったときでした。	年金請求時に、本人の記録か、入念に確認するようにしました。本人申出の記録がない場合は、期間照会するようにしました。 制度毎に番号があり、基番統合がうまく行われなかった制度の問題、記録を保有する職員の意識の低さが反省点だと思います。
3138	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	専門知識のある職員によって対応していくのが一番ではないでしょうか。	新聞等で問題になった時はレセプト点検事務センターにいたので、社保事務所の応援をする、東京の24時間電話への出張等、応援をする立場でした。	事務センターから社保事務所に転勤になったときも、窓口と電話が主な対応でしたが、当時は数の多さから目の前の仕事をはかせるしかありませんでした。台帳の時代からコンピュータの時代に、しかもコンピュータの進化も早い中、さらに基礎年金番号になったとき、もっとうまい方法があったのではないかと思います。ただ、審題に対して人員が少なく、先を考える時間的な余裕は
3139	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3140	地方庁	その他(社会保険事務所)			大変なことであるが、まだ実感はなかった。 平成19年1月	対応としては、あまり考えたことがなかった。 早期のうちに、様々な資料を画像化しておけばよかったと思う。
3141	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	特になし	特になし	特になし
3142	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	早急に解決するのはむずかしいと思います。 現状ではひとつひとつ確実に処理をおこなっていくべきだと思います。	年金記録問題が発生した時。 解決するには相当の時間がかかるのではないかと思った。	できることはなるべく早く対応しようと思った。 記録問題でもいろんなパターンの処理がでてきて、現在の現場の状況では対応しきれないため、記録を整理してから問題解決をしていくべきだった。。
3143	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	期限をつけて、追い立てられるように問題対応している現状ですが、違う人の記録統合等の問題や再裁定に長時間かかっている問題等が起きています。 対応には、時間と人が必要です。 何も知識の無い非常勤職員の配置では、時間がかかりすぎます。 やはり知識豊富のOB職員の活用が得策ではないか、また、大事な年金記録ですので、このような時こそ慎重な対応で臨まなければなりません。 気持ちはわかりますが、期限をつけて追い立てるのは間違いの元凶ではないかと思います。	年金加入者にとって大問題であり、それまでWMで見る記録が正しいと認識していました。また、問題を知ったのは平成19年4月頃だと思います。	年金記録問題が発生した以後も含め、これまで現場の社会保険事務所で年金記録確認第三者委員会・特別便・定期便の対応をしてきました。 対応する度に、お客様の立場にたった心がけをしてきたつもりです。 問題が起こった以上、最後のお一人まで対応していかなければならず、二度と同じ過ちが発生しないよう、職員一同でとりくまなければならないと感じています。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3144	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にない。	現在行っているねんきん特別便などの名寄せは、本人の年金記録と未統合の年金記録の期間が重複していると、名寄せ対象としていないようなので、重複していても名寄せの対象にするべきだと思う。(厚生年金と国民年金の期間の重複は数多くあるため)	最初の頃は、年金記録は年金裁定請求のときに本人に申告してもらい、確認すればいいという感覚があり、記録漏れは本人の申告漏れであるという意識があったと思う。 裁定請求時に記録漏れが見つかるというのは、当たり前のようにあることであったので、基礎年金番号導入以前の記録が漏れている人が多くいるというのは早くから知っていた。	本人からの申立がない場合、氏名索引を入念に行うことしかできなかった。 組織の管理者が問題を認識していなかったか、認識していても組織として対応をとってこなかったことが反省点ではないかと思う。
3145	地方庁	その他(社会保険事務所)			被保険者が自らの年金記録を確認する機会が少なく年金受給の時になって確認しても記憶が薄れて十分な確認ができず基礎年金番号に統合されていない記録が多数存在することとなった結果、本来受け取れるはずの年金を受け取っていないケースが発生した。 基礎年金番号に統合されていない記録が一部存在することは年金相談業務に従事し始めた平成15年頃には認識していたが、それが5000万件にも及ぶことや、オンラインに収録されていない記録が存在すること等は報道で知った。	(対応) 年金相談の際には可能な限り相談者の記憶を喚起し未統合手番の削減に努めた。ただ、あくまで相談者から事業所名称や勤務期間を聴取しなければならなかったので(こちらから伝えることはできない)相当程度時間が経過した過去の記録では限界があり歯がゆい思いもした。 (反省点) ①過去の記録管理システムとしては、情報処理技術の観点などから一人の被保険者に対して複数の年金記録が散在してしまうことはある程度やむをえなかったと考えるが、情報処理技術の発達に合わせて記録確認作業を十分に行ってこなかったこと(現在行っているねんきん特別便・定期便のような記録の確認通知を行わなかったこと)。定期的な確認作業を行わなければ記憶も薄れ確認作業が難しくなるが、年金裁定時に確認すればよいという姿勢があった。 ②事業主が被保険者に対し必要な通知(資格の得喪や標準報酬月額)を行っていないケースが多く、それに対し社会保険庁として十分な指導を行っていなかったこと。 ③上記2点及び年金制度の複雑さにより被保険者が年金制度そのものや、自らの年金記録に無関心となった。それに対して社会保険庁は十分な広報を行ってこなかった。 ④社会保険庁が抱える様々な問題について職員全体(特に地方職員)が共有できるシステムが構築されていなかった。
3146	地方庁	その他(社会保険事務所)	知っているものはありません。	個々の職員の意識の問題だと思いますので、情報に関するマニュアルの配布や、必要であれば研修を行うといったような地道な活動が肝要と思います。また、組織内に情報管理に関するエキスパートを養成するのも方法と思います。	組織の根幹に関わる問題だと感じました。しかし当初は全ての記録が完全ではないという認識はありましたが、経験の浅さもあり問題の規模(件数等も含め)を想像することができませんでした。報道等も含めて徐々に内容が分かるにつれ問題として捉えるようになりました。正確にいつというのは回答が難しいのですがここ数年だと思います。	休職中だったこともあり具体的な対応ということはできていません。対応の仕方として、コンピューターが導入された時点で毎日少しずつでも記録の整備をしていくべきだったのでは？と思います。一度に対応しようと思うとかなりの事務量になりますし数年がかりになるでしょう。間違いがないことが最善ですが、危機管理としては最善を願いつつも最悪に対処しなくてはなりませんので間違いは発生するものだという認識の元、定期に記録の確認・整備に時間を使うべきだと思います。できることでしたらそれ専任の職員(あるいはチーム)がいるべきだと思います。
3147	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない。	すべての国民の皆様にねんきん定期便を送付して、もれがあるとの回答があったものに対し、ねばり強く地道に調査を行うしかない。	全国的なものであり、解決には長い時間を要する問題と思った。また、すでに亡くなられた方もおり、完全な解決は無理だろうと感じる。知ったのは、4、5年前、週刊誌に連載されていた岩瀬氏の記事を読んで。	相談窓口で記録が見つからないとき、機械検索だけでなく、マイクロや管轄内の事業所であれば、紙台帳で調べるようにしている。記録問題については、機械導入前、本庁の処理能力を超えているにもかかわらず、全国の厚生年金記録を一箇所で行おうとしたことから、生年月日のまるめや氏名の未入力などずさんな処理をさせてしまった原因となった。
3148	地方庁	その他(社会保険事務局)			在籍してすぐに年金記録問題が発覚し、そのときに記録問題について知りました。 年金記録については国民年金のコンピュータ上の記録と、マイクロの記録が違うケースを何度か見ており、紙台帳、マイクロからコンピュータへ移行する際の入力不備が主な原因だとはじめは認識していました。 しかし、不正処理による標準報酬月額の意図的な改定が行われた可能性もあるとの発表後は自らが一つ一つのケースに対しておかしな点がないか、しっかりと確認していくことが重要だと認識を改めた。	標準報酬月額が不正に訂正されている可能性がある方に対しての出張対応に参加させていただいたこともあり、いくつかのケースで直接該当者の方にお話を聞かせていただくことができた。本人も今回の指摘を受けるまで気がついていないことも多く、それまでの社会保険庁は被保険者の方に一定の信頼をいただいていたということだとだが、今回の年金記録問題はその信頼を裏切る行為であり、その後、現在の職場に赴任した際、厚生年金記録の記録調査の担当となったため、積極的に年金記録の回復にかかわることができた。 記録問題の反省点としては、はじめ、事業所ごとにその対応がまちまちであったことが上げられる。 一部の事業所では職員が持ち回りで特別便などで来所された方の対応を行っており、受け付けたものはその職員が調査、処理を行っており、人によって進捗状況に差異が出てしまっていた。 ほかの事務所では特別便担当者を選出してその者たちが集中して作業を行うようにしていた。 はじめのケースは全所体制であたるという言葉をそのまま全員で対応を行うと認識してしまっていたのが間違いである考える。自らの業務を抱えながら窓口対応を行うのは、質が違う業務を複数抱えることにつながるため、効率が悪くなる。 特別便担当者を選出し、その人たちが受け持っていたものをほかの職員がカバーする。もちろん特別便担当者達に超過する仕事が割り当てられないよう、協力していく体制をはじめに作るべき
3149	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません		特別便が始まるまでは年金記録に未統合記録がここまで多いとは思っていなかった。旧併共済や戦前の徴用工関係の記録等については多くが未統合となっていることは認識していた程度です。	特別便が送付された当時年金給付課であったので窓口・電話対応ではとにかく申し立てられている内容を十分聞き取ることにこころがけていました。 当初は事務所で確認された対応方針を適切に行うよう指導を行うことのみで精一杯でした。 特例法まで成立させ年金額の再裁定までを行うような大事業であるのに人的措置が事前にされていなかったことが非常に問題があったと考えられます。
3150	地方庁	社会保険事務所課長級以上			解決しなければならない問題であるただし、統合までには多大な時間が必要であり、解決するまでにはいくつもの問題をクリアしないといけないだろうと思われた その存在を知ったのは遅まきながら年金問題として注目を浴びてからである	少しでも早く解決するには統一された処理手順が必要であり、まずはそのルールに則って進めることとした 問題の反省点・・・一人一番号制の導入が必要であったと思われる生まれた時に情報(全てではない税や社会保障の関係に絞るなど)を管理できる一番号の付与が必要と思われる個人情報が分かるため今までも賛否両論があったことは事実であるし、年金制度創設時はその意味も違っていたので、当時の状況からすると難しかったことではあろうと思うが・・
3151	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	職員一人一人の仕事に対する意識の向上と、二重、三重のチェックをしてミスを防ぐなどだと思います。	年金記録問題は次第に新聞やテレビで報道されましたが、具体的にいつかはわかりません。年金記録問題は、社会保険の職員として、皆様に申し訳ない気持ちでした。	現在年金記録問題に携わっている者として、正確に迅速に対応していかなければいけないと思っております。反省点は人が少なく、時間がかかってしまっているのもひとつの原因だと思いま
3152	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
3153	地方庁	社会保険事務所長	・特に知らない。	・事務処理体制を整備し、速やかに処理する以外なし。	・宙に浮いた年金記録は、裁定請求時に確認できるものと思っていた。 ・年金記録問題が発生した時点に、このように脱漏記録があることを初めて知った。	・一刻も早く、お一人お一人の記録を整備したいと考えた。 ・事業主からの届出の確認及び社会保険での事務処理の確認が重要であることを、再認識した。
3154	地方庁	その他(社会保険事務所)			カセット記録の中身がオープンにならないことで、記録のもれが発生すると思っていた。名簿は、戦災等で焼失しているものも多く、払出簿のみで本人記録を調査するのは不可能に近い状態だった。	資格照会を担当しているとき、カセット記録を開放するよう、上司や組合に言っていたが、実現しなかった。 もっと現場の意見が通る仕組みがあればよかったと思う。
3155	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			年金手帳の紛失による手番不明者が多数いるであろうことは基礎年金番号発足当初から予測がついた。	厚年の資格取得時等機会を捉えて統合されていない手番がないか確認するようにはしていたが、徹底できていなかった。早期事務処理を優先させていたし、事業所の担当者にも温度差が
3156	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	具体的な方策は思いつきませんが、引き続き全職員が全力で取り組んで少しでも早く問題を解決していかなければならないと考えます。	未統合の記録が存在することは認識していましたが、年金の請求の際に本人に確認すれば問題ないと考えていました。具体的な件数等は把握しておらず、今回の問題が起きて初めてその全体像を知り事の重大さに気がつきました。	職員一丸となって問題解決のために最優先で取り組まなければならないと考えました。組織全体として今回の問題の重要性を認識しておらず、軽く考えていたと思います。また、こういった問題が存在していたことすら知らない職員も多くいたのではないでしょうか。社会保険庁と現場の情報が共有できていなかったことも大きな反省点であると考えます。
3157	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	現在行われている方策を着々と進めるしかないと考えます。	問題発生時点では、複数の年金番号を持つ方が多いための問題と思っておりました。 「重複取消届」の存在を知った時ですので、入所まもなくでした。	当時は手管理でしたので、一定年齢以上の方の取得届を処理する際に、事業所に確認する等の対応しかできませんでした。 今になって考えますと、機械化後に35歳、58歳のみでなく、多くの年代の方に照会できなかったかと思っております。併せて、広報も足りなかったのではないかとも思っております。
3158	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		・とにかくお客様の立場にたって、時間をかけてでも1件1件こつこつと年金記録を探し出すことが一番の方策であると考えます。	・これまでの年金記録の管理方法に問題があったと思います。例えば国民年金(紙)台帳において記録管理されていたときに台帳自体を郵送で社会保険事務所間とやりとりしていたこと、紙台帳からオンラインへの切替の際に、膨大な量を短時間に行わなければならなかったこと等が挙げられます。当時はこれが当たり前のやり方と思っていましたので、年金記録問題がクローズアップされて振り返るとこういう問題があったと認識しました。	・当時は問題意識はなかったように思います。 ・反省点としては(8)のオンライン切替等において、処理後の事後確認が十分に行われたとは言えないことが挙げられます。
3159	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	受給者・被保険者の相談に対して、真摯に対応していく。	平成9年に基礎年金番号を導入した時に、未回答者(記録の漏れ)がいるのではないかと思っていた。	裁定請求等の年金相談時に年金記録の確認をしていた。 国民番号のようなものがあれば、年金記録問題は発生しなかったのではないかと思います。厚生年金・国民年金等、それぞれ年金番号を分けたことが、問題だったのではないかと思います。

No	所属区分	官職区分	(6)：年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3160	地方庁	社会保険事務所課長級以上	健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届において、資格喪失日を記入する欄に退職日を記入して提出してくる事業所があり、月末に退職された方の場合は、1か月分の厚生年金加入不足が発生する。 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届および月額変更届において、誤った報酬月額を故意に届けてくる事業所が存在する。	資格喪失日の誤りについては、届書の様式変更を早急に実施し、退職日を記入する欄を設ける。 また、報酬月額の虚偽の届け出には、調査職員を増員する方法で対応する。	私が過去に年金給付課に在籍していた時、お客様からの相談で過去に勤務していた年金記録が調査しても見つからないということをよく聴かされました。 しかしながら、年金記録を調査する部署において調査しても見つからない場合は、厚生年金に加入していない旨本人に説明したこともありましたが、今から考えると旧台帳の記録等で宙に浮いた記録であったということで申し訳ない説明をしたと反省しております。	現在の年金記録問題を解決するのは、難しい点が何点かあり、もう少し早く記録問題に取り掛かることができればよかったと思います。 第一に紙台帳が古すぎて処分されていたり、紙が擦り切れて読めなかったり、台帳に書かれた字が楷書で書かれていないため読めない場合があるなど、コンピューターに収録しにくい内容のものがたくさんあることです。 第二に年金記録の本人が既に死亡されている場合は、本人のものかどうか確認できない場合がある。また、本人が偽名を使って勤務しているケースや生年月日を偽って勤務しているケースなど記録を探すのに本人の記憶だけが頼りになる場合は、本人が年老いていれば覚えていないことがよくあり、最終的には宙に浮いた記録のままになってしまうことです。 以上以外にも難しい点はありますが、年金記録問題を完全に解決することが困難であるということが反省点だと考えます。
3161	地方庁	その他（社会保険事務所）	旧台帳やカセット記録等WMで確認できない、すぐに確認できない記録がある。	事務所においてもすぐに確認、検索することができるようなシステムとしてほしい。	平成19年の年金問題が取り上げられたとき、最初の認識としては基礎年金番号の登録漏れが主なものとして認識していたが、年金期間調査、相談を受けることにより過去の記録の不備や旧台帳の記録であったり、記録自体の不備も中には見られ非常に大きな問題と認識している。	相談であれば、お客様の意図をなるべく理解するよう、また説明も納得、理解してもらえるような対応。期間調査においては、見落とし等無いよう、過去の記録がほとんどであるため記憶もあいまいになっている事も考えながら調査をする。反省点としては、全体として相談、申出から調査へ流れていく過程が、最初にもっと計画的に相談、申出を行える環境を整えるべきであったと思います。申出、相談の際にもっと具体的な内容の聞き取りであったり、説明をおこなったりすることができない状況であったため、その後の調査にさらに時間を要することとなったと思います。また、相談の中で送付された内容がわからないとの声も多く、ダイヤルもつながらないため理解できないまま相談や申出を行った結果、再調査の申出など手間や時間を要する結果となった。年金問題全般としては、制度周知不足による基礎年金番号への登録漏れについては現在のシステムでは重複にならないようになっているため新たに発生することはほとんどないと思われるが、旧台帳等WMに出ない記録については、職員でもそのような記録があることを知らない者もお
3162	地方庁	その他（社会保険事務所）	特にありません。		以前から現在まで日常的に続いている問題だと思いました。 知ったのは新聞やテレビで報道されるようになってからです。	少しでも早く記録が判明できるように勤めました。 もっと慎重に調査をしたほうが良いと思いました。
3163	地方庁	その他（社会保険事務局）	水害・火災で台帳が無い（読めない）事務所がある。	基本的には本人からの申し出に基づいて調査するしかないとおもいます。 また、台帳等の記録をデータベース化しWMでの確認を容易にし、検索機能を強化していく必要があると思います。	年金給付・年金相談室で業務し、お客様より、記録の漏れ等を指摘され記録が整備されていないという認識はありました。ただ、今回の年金記録問題ほどの規模とは想像できませんでした。 基本的には記録が統合されていないだけだという認識でした。	自分の知識で可能な限りの記録照会をしました。 特別便では、性急に対応しすぎたと思います。特に年金原簿記録を送付したことで、多大な不安を与え、混乱を拡大させてしまったと思います。また、事務研修等は何度もありましたが、全国的に画一的な対応はできていないと思いました。また、個人個人でその時の担当や係で負担の大きさがものすごく大きかったと思います。
3164	地方庁	社会保険事務所課長級以上	自分は承知しておりません。	原則に立ち返り、時間が掛かるけれども1件つづの地道な解消以外にはないと考えます。	1）年金記録問題は被保険者の将来の生活に係る重要な問題と考えられます。 2）一般的に年金問題が報道機関等で報道されることにより認識する。	1）早急な問題解決の方法が見当たらずに、無策に尽きました。 2）国民に対し問題となった事項等（例えば、偽名を使うことや生年月日を偽って事業所に勤めていること等）を知らしめ、国民の年金に関する意識の改革をもっと早くにすべきで有ったと考えま
3165	地方庁	その他（社会保険事務所）		申し出であるものについて、確認できればすぐに追加等する。	不信感を招く問題であると思った。時期は不明。	特別便等の届知が遅れたこと。
3166	地方庁	社会保険事務所長	オンライン化される前の年金記録の情報では、現在死亡している方が多数含まれていると思われるが、その記録は誰のものか特定できないため全件の解明は困難であること	記録の該当者と思われる方との丁寧な聞き取りとそのための知識を持った人員の確保	年金記録問題は、事業所が変わるごとに年金手帳を作っていた方が多数折られることによるもので、記録自体は全くなくなったわけではない。但し、社会保険庁が管理している記録内容では住所などの項目がなかったため本人が加入のたびに作った手帳を所有していないと特定するのは記憶に頼らざるを得ないため特定に時間を要するものと認識していた。 これは、法律の解釈で年金は請求主義を採っていると認識していたため一定自己管理のものと思っていたが、現在この請求主義が事前連絡、請求漏れ防止など対応が大きく変わった旨報道がされた頃より、記録管理責任の問題として認識をした。	問題解決には、当事者と思われる方との直接面談等が不可欠と認識し、丁寧、迅速に照会に回答するよう指示をした。 しかし、現場実態を考慮することなく、まずは連絡をと郵送物を大量送付により、業務が著しく遅延することとなり、かえってお客様に不安、不信を抱かせる要素となってしまったこともあった。 臨時に実施する事業は、事前に十分な計画を建ててからでないと実施途中に内容が訂正される、対応人員、照会機器の不足、待合スペースなどお客様に対してまた職員に対してもよろしくない。
3167	地方庁	その他（社会保険事務所）	一般的な部類になるかもしれませんが、紙台帳を見ると、総じて字が必ずしも丁寧ではないのではないかとの印象を受けます。 字が必ずしも達筆でもなくても、書き崩さず楷書で書き流さずに、しっかりととめ・はね等をした丁寧な標準的な字を心がけていれば、もっと、私たち社保庁が国民の皆様に招いた不幸を最小化できたのではないかと考えてしまいます。 しかし例えば、「明」という字であっても、見る人によっては、「日」と「月」というように、それぞれの部首を独立した漢字にとらえてしまってもいるようです。 人が手書きした字を第三者が正確に読み取ることは当たり前のことですが、一方では書き手側にも読み手側にもヒューマンエラーが内在してしまう側面も有していることも事実だとも思いま	現在の配属部署は徴収課なので、この問題に直接携わっているわけではなく、具体的・抜本的な解決策を考えることは少々困難ではあります。 業務のプロフェショナルがあたるコアな業務と、私のように他課の人があたる人手を要する業務とに分業し、効率化を図って対応していくことしか思いつきません。	報道がされるようになった時期と同時期で、それまでは認識はなかったものと思います。 入庁時期も比較的若い方ですので、昭和や平成前期から在籍していた方と比べると、なかなか認識はしづらかったのかもしれません。	（8）の通り、職務上認識する機会はあまりなかったものと思っています。
3168	地方庁	その他（社会保険事務所）	知らない。	判らない。	知らない。問題発覚と同時。	商品を作る側と売る側の乖離。商品説明の不十分、同一商品の複雑さ。
3169	地方庁	その他（社会保険事務所）		人員配分が現体制と大差ないものであれば、基本的には現行の取り組みを継続すべきものと考えます。 しかしながら、ご本人のものと思われる記録については、「受け」の姿勢ではなく、戸別訪問など「攻め」の姿勢に転じるのが理想的と考えます。 またいわゆる消された記録などについては、社会保険庁が保有している報酬の訂正事跡のデータベース化、これまでお申し出のあった事案をもとに事業所、関係者、関係各省などに働きかけて資料を集め、データベース化する方法も効果があると考えます。	年金制度の基本である記録自体の信頼性が損なわれ、ひいては制度自体の信頼性を揺るがす問題であると認識していました。 このような問題が存在することを知った具体的な時期は不明ですが、マスコミ等の指摘が盛んにされた平成19年初めごろであったと記憶しています。	事務所への来訪者が殺到されたことにより、対応の遅れが生じたことから、お客さまのお申し出に対しては、迅速な対応、丁寧な対応を心がけておりました。 反省点としては、あまりにも対応件数が増大しすぎて、どうしても対応が遅くなってしまうものが生じてしまったことです。
3170	地方庁	その他（社会保険事務所）	処理するなかで、一番時間がかかり、回答を保留することが多いのが、共済や三共済です。共済のデータが、反映するのに時間がかかったり、事務所から共済に照会したりと、どうしても他の記録とのタイムラグが生じていると思われます。将来的にデータの一本化が可能なのであれば、それを望みます。 また、重複して照会されている書類に何度も調査している現状です。国年画面のように、メモ等入力できる画面があれば、少しは時間の短縮が可能になるのではないかと思います。			
3171	地方庁	その他（社会保険事務所）	特にありません	全件の解明は無理と思われます。どこかで線下の判断が必要と思います。	年金の信頼性に係わる問題と思いました。	来所した方へのヒアリングと調査により他に漏れている記録がないか丁寧に調べた。
3172	地方庁	社会保険事務所課長級以上		年金記録管理について管理期間が長いなどの様々記録管理の難しい問題があるが、記録管理部署などを組織してチェック体制をつくり、社会保険庁設立時から定期的に管理おく必要あったと	ずさんな記録管理問題。問題の存在は平成17年くらいだと思う。	現場はできる限り丁寧な調査を行うことしかできないと思う。反省点は(7)のとおり。
3173	地方庁	その他（社会保険事務所）	テレビなど、マスコミ報道されている以外のことは存じません。 次々と年金記録に関する問題事例が報道されるたびに、驚いています。	早急な解決が望まれている問題ですが、法令を遵守し、ひとつひとつ丁寧に記録を検証していくことが問題解決への早道だと考えます。	年金記録は、年金制度を支える大切なものなので、正確に記録されて当然と思っておりました。 その記録に問題があるとはマスコミ報道等があるまで知りませんでした。	年金制度への信頼、社会保険制度全体への信頼を回復するため、ひとりひとりのお客様に丁寧に対応することが、私にできる最善の方法だと思います。 反省点としては、日々お客様に向き合う地方の窓口と、集中事務処理する部署や制度設計等に携わる方々とが大きく乖離してしまったことだと考えます。
3174	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りませんでした。	台帳等の突合せを徹底的に行うしかないと思います。	きちんと管理されているものと思っていましたので、問題があるとは思いませんでした。 新聞・テレビのニュースで知りました。	お客様の申し出に対し記録の漏れを是正するため、何とか結びつく記録がないか懸命に調査を行ってきましたが、未だにすべての記録がコンピューター上に搭載されているのか不安になったことがあります。
3175	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし	お客様からの申し出内容に基づき、調査を行っているところであると存じておりますが、この調査については時間がかかるものであり、業務委託も必要とは思いますが、業務委託を行うにしても、職員を含めスキルアップが必要と思います。	年金記録問題については、平成14年の国民年金の免除からだんだん発展してきたと認識しており、正直、市区町村、社会保険事務所、お客様本人を含めた全体の問題と認識しています。	具体的には、お客様の年金記録の問題に関する対応のときは、自分の知識や、あらゆる方法（担当部署、社会保険事務所）に確認するなど、お客様にご理解いただけるまで対応するよう努めていたつもりです。
3176	地方庁	社会保険事務所課長級以上			かなり以前になりますが、適用業務を担当していた時期、マイクロフィルムが導入され、その索引簿で被保険者の事業所記号番号を調査した際に、同一の記号番号で、生年月日、性別が相違する記録が複数件あることに気がつきました。 それも、1回ではなく何回かあったため、事業所記号の重複払出という事例が、過去には多くあったのではないかと考えました。このままでは、事業所の名簿をWMで確認した際に、複数の事業所の被保険者が混在することとなり、喪失被保険者ファイルの補正に関しても、事務所レベルでは不可能となるものが、多数出るのではないかと危惧しました。	当時は、上司（課長）等と話し合いましたが、解決策は、見出せませんでした。既に、重複払出の問題は業務センターでも十分承知していたとのことでしたが、解決策は示されませんでした。現実には、実際に本人が受給する際に、記録として探し出せれば良いのではないかとの考えがあったからだと思います。 しかし、今回表面化した記録問題の中身を見て、私が考えていた以上に、記録に不備が多いことを知り大変驚きました。これは、人間が仕事をしている以上、誤りは発生するものであり、そのチェックが完全にされていなかったためということに尽きると思います。（事務所も業務センターもです） しかし、一方で、当時、手作業で大量の記録管理を行っていた現場では、多くの人件費を費やしていたはずですし、これをなお充実しようとすれば、多額の予算が必要となったのではないのでしょうか。その要求が通らなければ現状でできる範囲のことしか行われなかったのだと思います。 ただ、基礎年金番号が実施された際に、被保険者へ送付された確認通知が、あまりにも分かり
3177	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	コンピューターのデータと台帳の全件照合すること。	年金手番の未統合がかなりあると認識していた。平成9年の基礎年金番号導入時に未回答者がかなりあり、19年6月以降報道されて来訪者からの問い合わせが殺到してから。	未統合記録について、1件1件確認後統合すること。手番払い出し時の確認不足。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3178	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません			
3179	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し。	特に無し。	切実な問題だと思いました。 一番最初はとテレビ報道だと思いますが時期は忘れました。	お客様の身になり、年金記録問題について対応しました。 今更ながら手順が悪い。社会保険庁からマニュアルが来たが、マニュアルが来るのが遅すぎた。電話センターは良いのだが、なんでもかんでも「事務所にご来所願います。」と説明し、お客様の混乱をまねいた。ただし報道が「3/31まで・・・」との話でお客様にかなり迷惑かけたのが原因なのかと。毎回の事だけどテレビって怖い。そのおかげで職員が、かなり辞めた。
3180	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録問題のこれまで知られていない問題については、特にありません。		昭和61年に年金給付課において、国民年金の老齢年金についての裁定業務を担当していた際に、市町村の国民年金記録と社会保険庁の記録の相違がわずかではあったが見受けられた。	オンラインの国民年金記録が市町村と相違している場合は、その都度、市町村へ記録の確認を行い、適切に裁定処理を行なっていた。 反省点としては、国民年金の台帳からからオンラインへ切り替えを実施した際の転記誤り、作成したオンライン記録との点検・確認不足が記録不一致の要素であったと思われます。
3181	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号が付番された以降、先年月日順に手番確認のお知らせを行っていた経過があるため、未統合の手番が多く存在することは認識していたが、旧台などの記録があり、このような問題が存在することは知らなかった。	未統合の記録だけではないことを踏まえて窓口や電話対応をし、記録判明に努めた。
3182	地方庁	その他(社会保険事務所)		早急な解決ということはわかっていますが、ただスピードアップや期限を決めていつまでにというのは、どこかに無理が生じると思います。 ただ単に一部を補強したとすれば、どこかが軟弱になると思うし、日々の日常業務を怠ってしまうと、またこの時期の事務処理問題が後にくることになると思います。やはり大臣が言われていると思いますが、人、もの、金と体制づくりが早期の解決につながると思います。	過去の紙台帳からオンラインシステムへの入力もれや入力誤りが大半の問題ではなかったと思います。過去記録の整備事務を行っていたとき、こんなに記録漏れや記録誤りがあるのかと思っていました。	期間照会等で過去の記録を被保険者の申立についてできる限り調査や確認を行いました。反省点としましては、前でも述べてますが、以前の紙台帳のすべての記録がオンラインシステムに入っていないことや入力誤りによる記録誤りを発生させたチェック体制が完全でなかったと思います
3183	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	なし	認識は無かった。問題を知ったのは報道により知った。	公務員として一生懸命に公務に従事してきた立場からは、個人的に非難を受けるような覚えは無いが、自身が所属する組織としてまたは国としての責任は痛感している。 対応としては、今まで以上にお客様目線で対応するよう心がけるとともに、法令順守を常に念頭に置いて業務を行っている。 「この問題」と一言で言い切れない要素が雑多に混在しているが、一番大きな要素は、これまでの法体制、組織体制、人員不足、制度の運営姿勢、セキュリティを含めた事務システムの未熟性が挙げられる。 職員個別の問題は、組織の中にそのような行為を行った職員がいたということを忘れず、今後同様の問題が発生しないように職員相互に十分注意する必要がある。
3184	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	ベテラン職員、OB等の年金制度に精通した人を記録問題選任で配置し、集中して取り組む。	標準報酬の改ざんなど、被保険者が知ることのできない形で、被保険者が不利益を受けるようなことは許されないと考えている。こういった問題があったことは、マスコミ等で記録問題について取り上げられるようになってから知った。	特別便、定期便などをご覧になり、不安に思って来所、連絡等をしてこられる方に対しては、親切丁寧かつ可能な限りその場で回答し少しでも早く安心していただけるように勤めた。問題点は、ひとつの取り組みが終わる前に新しい取り組みを始めることで、かえって混乱を招き、対象者の方にご心配をおかけすることとなったことではないかと思う。
3185	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			できるだけ早く正しい記録に訂正する。 平成18年ころ	平成9年の基礎年金番号導入時に確実に一人ひとつの番号にしてあれば。
3186	地方庁	その他(社会保険事務局)				
3187	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	お客様への対応や期間調査に大変時間を必要とするため、経験のある職員を多数処理にあてる体制が必要だと思う。 また、今後もっとわかりやすい年金制度にし、全国民の皆様にその制度を理解していただくよう広報活動を徹底する必要があると思います。	一口に年金問題といわれているが、制度発足以来、様々な要因が重なり現在の状況になっている。とても奥深く、数年で解決できるものではないと思う。 平成19年ごろの報道や通知書等により知りました。	お客様の相談に対し1件1件丁寧に対応し、出来るだけ早く調査し回答するよう心がけている。 現在の年金制度への理解不足により誤解されていることが多く感じられるため、広報が不足していると思われる。
3188	地方庁	その他(社会保険事務局)		職員全員での記録照会・回答作業	一般の被保険者の方であれば、会社や役所に手続きをすれば間違いないと思っていたことが、間違っている場合があることがわかり、もし自分がその立場であれば、憤りを覚えるので早急に解決しなければならない問題と認識 新聞・テレビで知った。	窓口へこられる方の相談を丁寧におこなう。 担当職員が若く昔の事がよくわからなかったこと
3189	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		現在、行っている業務をより迅速に実施するため、記録問題への対応のための専門的な職員を増やすことが必要と思います。 通常の業務を行いながら記録問題に対応していく方法では、早期の解決を図ることは、困難であると思います。	基礎年金番号の導入時(平成9年1月)に、基礎年金番号以外の他番号は将来どうなるのかという疑念はありました。 当時、膨大な量がありすぎて、年金受給時までに統合を行えば良いという考えがあったように記憶しています。	基礎年金番号の導入時において、被保険者等の皆様へ、特別便や定期便のような「年金記録のお知らせ」が送付されていれば、状況は違ったのではないかと思います。 正直、職員である私でさえ、これだけの未統合番号等が存在していることは、記録問題が明らかになるまで知りませんでした。
3190	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	誠実にに確認作業を行っていくしかないと思います	社会保険庁の信頼を根底から覆す大変な問題と思いました。問題が存在することをしったのは入庁時。すべての人に年金番号はひとつしかないと思っていましたが、そうではないことを知りました。	年金記録の管理の歴史等を把握し、お客様の記録調査が円滑に進めることが出来るよう努力しました。 かつての記録管理として、安易に手番を作ってしまったのが反省点として挙げられると思います。本人に前職等で年金番号を作っていなかったのかきちんと確認すべきだったと思います。
3191	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	国民に協力をしてもらう。 何度も同じ文章を送付しているため該当する人だけ再度送付、事跡を数字でなく文章で入力できるようにする。問い合わせの時のため	国会で言われた時。 生活にすべて影響するので真摯い受けとめて対応する事。	文章を何度も送り過ぎで再三被保険者の方々にご迷惑と混乱を生じさせたり、一度に文章を送付するため窓口で何時間も待たせてしまった事が反省点です。 裁定に時間かかかりすぎて、ご迷惑をおかけしたことも反省点です。今後解消するために素早く進達することです。 窓口等の対応をきちんとするのみ。
3192	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	究極は申し出のあった期間を全て認めて、虚偽の申告を罰することですが、一つ一つ確実に解決していくとだと感じます。	年金制度の不信に繋がる問題で混乱すると認識していた。 マスコミ等に取り上げられるようになってから。	日本の年金制度のすばらしさを伝えるため、お客様に今まで以上に親切丁寧に対応するよう心掛けた。 もっと早い時期に旧台等をオンライン収録すべきであったと考えますが、この問題がなければ旧台等はオンラインに収録されなかったことを思えば結果的に良かったと考えます。
3193	地方庁	その他(社会保険事務所)			諸先輩方から「WMに収録されている記録がすべて」と教えられてきたので、マスコミ等で報道されるまでは「宙に浮いた記録がある」とは知りませんでした。	基礎年金番号導入時にもっと広報等を行い「特別便」や「定期便」を早くから実施すれば良かったのではないかと思います。
3194	地方庁	社会保険事務所長	知りません。	この年金記録問題の解決には膨大な作業が必要となりますが、これを短期間に解決するためには、国民の皆様に必要な情報を提供し、集中的・計画的な取り組み、処理体制の強化が必要と考えます。 そのためには、各社会保険事務所で行うのではなく、各県において一ヶ所に集中した事務処理体制等の大幅な体制強化が必要ではないか思います。	国民の皆様方の大事な財産である年金の加入記録の管理が杜撰であったこと、そのことで国民の皆様方にご迷惑をお掛けし、さらには公的年金制度の不振を招かせたことにより、年金制度の根幹を揺らぐ大変な問題であると認識しています。 このような年金記録問題の存在することを知ったのは、平成18年頃だと思います。	まず、自分自身が年金の加入記録について国民の皆様方の大事な財産を預かっているということを再認識し、この年金記録問題の様々な取り組みについて積極的に行い、少しでも早く解決をするように努めました。 職員一人ひとりが、このことに高い意識を持ち年金記録について正確・的確な管理の徹底がなされなかったことが原因ではないかと思います。 この年金記録問題を早期に解決するために努力を尽くすことはもちろんではあるが、こんから将来に向けた年金記録の正確な管理も大変重要なことであると考えます。
3195	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	今後も定期的な記録確認のお願いをしていくことが重要と思われます。お客様の不安解消にもつながると思います。	マスコミ報道があったときに知りました。 年金制度への信頼が揺らぐ大きな問題だと感じています。 また、特別便等の年金記録の確認のため遠方より足を運んでいただいたり、年金の差額分のお支払までに相当な時間を要したことなど、お客様に多大なご迷惑をお掛けしていることに職員として大変申し訳なく思っております。 お客様の不安を取り除くため、一刻も早く解決しなければならないと思っています。	たくさんの皆様にご迷惑をお掛けしたことを忘れずに、早期解決に向け、業務を遂行しようと思いました。 やはり、年金記録の管理に問題があったと思います。
3196	地方庁	その他(社会保険事務所)		人員を投入して作業を進めることは継続して行っていく必要があると思う。 ただし、すでに死亡している等どうしても判明できないものが多数存在していると思われるのでどこかで整理することが必要と考えます。(宙に浮いた記録としてカウントしないなどの割り切りがないと0件にはならない。)	日常の業務におけるチェックが甘かったのではないかと考えます。重複手番については、採用時から確認・統合を行ってきたので問題自体は明るみに出るまで存在していないと認識していました。	業務処理を行う時のチェック機能が働いていなかったのではないかと考えます。
3197	地方庁	社会保険事務所課長級以上		第三者委員会にかかる案件等については、現行において実施されているような類型ごとの救済策が、より規模を拡大して早急に実施される必要があると思われます。	申請主義が公的年金制度の根幹に位置づけられていることを入庁後すぐに知るにつけ、あまりにも被保険者、受給者に負担を掛けすぎる制度になっているとの感を抱いていましたが、実際の業務を遂行する職員数を考えると申請主義を変えられる状況ではないと思え、自身の中では「仕方が無い」こととして整理していました。	年金記録は、極めて長い期間に渡る管理が必要な記録であり、「戸籍」を管理するのと同じ水準で管理する必要があったと思われます。また、そうできなかったことが悔やまれます。
3198	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	時間はかかると思いますが、1件づつ本人確認しながら進めるしかないと思います。	1人で複数の番号を持つ人がいることは承知していましたが、その都度届出により統合し、最終的には年金請求時に統合するものと理解していました。	今回記録問題により、住基等により照会したようなことが、少なくても基礎年金番号導入時に行われていればよかったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら。具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3199	地方庁	その他(社会保険事務所)	①社会保険庁で管理している旧台帳の記録で、オンライン化されていないものが今でも相当数あります ②船員保険の記録について、社会保険庁に整備依頼をして回答がくるまで1年以上かかっているものがあります。 また、オンライン化されている記録について、氏名・生年月日が一致していても本人またはご遺族の方が船舶所有者名や船名を覚えていなければ、本人記録かどうかの調査もしてもらえません ③記録統合されていない記録について、氏名・生年月日は一致するが認知症や本人死亡などで特定できない記録をどう扱うのかの統一見解が示されていません ④記録調査の処理率の向上ばかり求められて、肝心の調査に時間がかけられません	①社会保険庁を増員して、旧台帳の記録はすべてオンライン化すること。 被保険者期間や事業所名称をオンラインで見ることができなければ記録統合作業は不可能です ②社会保険庁の船員保険係を増員すること。せめて、社会保険庁が記録をオンライン化したときの元の台帳を各事務所に送付してもらいたい。 また、船員保険記録は管理が特殊なため一般事務所では対応不能です。各県やブロックごとに調査や記録補正、本人との折衝の担当係を作るほうがよいと考えます ③氏名、生年月日一致だが本人の特定は困難である記録を本人とするのかどうか全国統一の見解を示すべきだと思います。政治判断になるかと思われますが、このままでは窓口でも統一対応がとれません ④信頼回復のためにも、件数や処理率を求めるより丁寧な調査を求めるべきかと思います。また、人員についても全く知識のないアルバイトを増やされて対応を求められますが、複雑な歴史を持つ年金制度を知識のないアルバイトで処理できません。ベテラン職員やOBを集めて対応すべきと考えます	問題視されるまでオンライン上の記録にこれほどたくさんの不備があるとは知りませんでした。新人のころからオンライン上の記録が正しいと聞かされていてこの記録で年金裁定をしてきたので、正直なところショックです。	研修などでは制度について学ぶ機会はあっても、記録管理方法の具体的変遷などを学ぶ機会がありませんでした。私は年金給付課の経験があったため制度の歴史は知っていましたが、手書きの台帳の時代の記録を管理方法や記録の補正方法などは知りませんでした。今回記録調査の担当になったため手探りで覚えた状態です。 オンライン導入までの記録管理方法や記録整備の方法は全職員が知識として持っておくべきものとして研修すべきだと思います。
3200	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		過去記録が抜けている被保険者等に当該記録なし期間を提示して、どうして抜けているのか、確認するよう促すほうがよいのではないか。当該処理は裁定請求時にも窓口で必ず行うようにして最終的には裁定請求時に記録についてての了解か再調査依頼ができる仕組みうを構築する。 厚生年金記録については、法改正で企業の納付猶予をある程度認めることと、年次処理で、厚生年金記録通知(報酬あり)を直接本人に送るなどの対応が必要。(現在は事業主任せではない	申請主義に基づく事務処理体制が長い間続いてきたことによる弊害問題。 制度の度重なる改正において、事務処理に影響を及ぼすことを軽視してきた問題。	個々の年金記録に基づいて、個々の受給者が老後の生活を支えているという意識を常に持つこと。 社会保険庁職員の意識改革。 年金制度についての国民的な議論の必要。 年金制度の功罪の罪の部分ばかり強調するのではなく、年金制度の果たしてきた役割も提示
3201	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません		年金記録問題には何点かありますが、特に問題となっているのは、基礎年金番号への未統合の記録があることだと思います。このことは、私が約10年前採用されたときも既にありましたが、届出により統合処理をしており、また裁定請求時には統合処理するものとの認識がありましたので、「問題」とまでは考えておりませんでした。しかし、今回の年金記録問題として改めて考えますと、音の年金番号を紛失したり、年金に関する記録を亡失したり、時間が経てばたつほど本人の基礎年金記録に結びつかない年金記録も多々存在することとなる、「問題」と認識しました。そのほか、台帳からオンラインに未入力の記録が存在すること、不正確な入力がされていることなど	ねんきん特別便などの年金記録に関する相談の際には、本人の基礎年金番号に収録されている年金記録を丁寧に説明することのほか、それ以外に本人と思われる記録等がないか、氏名索引等を行い、未統合の年金記録がないように努めました。 今回の年金記録問題において、記録の統合処理を本人からの届出があればという社会保険庁として"受け身"であったことが反省すべき点である。今後は、今回の問題を踏まえて、国民の年金記録を管理する・年金制度を運営することの重要性を再認識して、"積極的に"年金業務を進めていくべきであると考えます。
3202	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	・定期便などの問い合わせ等から今後も対応窓口を設けて、ひとつづつ対応をしていく。 ・届出時の関係書類の厳格化。 ・加入者本人への定期的な通知等による透明性の確保。 ・そのほかは、今のところ良い方策が思い当たりません。	・事業所から赤字決算が出た際などに、役員報酬の未払い分に関する適用相談的(月額変更・算定訂正)なもののひとつの結果として、手続きが行われていると認識しておりました。 ・具体的に問題として認識するようになったのは、届出時の添付書類等が厳格化され始めたころからです。なぜなら事実と内容の異なる届出が提出されてくることがあったからです。	・対応としては、事業所から添付させる書類の厳格化により届出書との整合性をその都度必ずチェックする。疑わしいものは一度理由を説明し返戻する。 ・反省点としては、事業所側から提出させる書類に不足や正しい報酬など確認できない状況があったときに、確認不足のまま受理してしまったりしていた点。 また、担当課以外のところで作成された書類に対する(事実関係を確認するなど)受付時チェックの甘さ。 ・もうひとつは、その結果が加入者ご本人への通知されていなかった現状。(届出に透明性が確保されていない) ・本人から問い合わせ等があったときの問題意識の欠如。(事業主が届出を行ったのだからという変に信頼性をもってしまっていたところ)
3203	地方庁	その他(本庁)	なし+	古いことを知っているOB等に応援いただく	記録問題はお客様の生活にかかわる大問題、との認識です。また、それを知ったのは、長妻現大臣の発言のときです。	お客様に記録を確認する上で、記録の他にもれているものは無いかと一言声を掛け、確認するよう心がけました。①台帳管理から機械化に切り替えするときにきちんと確認をしていなかったのではないか②基礎年金導入時に他年金番号の確認作業が十分でなかった、からだと思います。
3204	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にございません。	とにかく、ねんきん特別便及びねんきん定期便の未回答者に対して、何度も勧奨を行い、記録にもれがないかどうかを確認していただくことであると思います。	年金記録問題については、年金受給者が正当な年金額を受けられていないという、重大な問題であると認識しており、この問題が存在することを知ったのは、平成19年10月頃です。	年金裁定請求書を受付する場合に、本人及び配偶者について記録もれがないかを、きちんと確認しました。また、この問題についての反省点としては、今までの間で諸手続を受理する上で、年金手帳の記載内容や、本人からの聞き取りを怠っていたかことが挙げられると思います。
3205	地方庁	社会保険事務所課長級以上	紙台帳時代は、5年に一度の中間遡及によって中央で電算入力されていました。その結果整合性のない記録について「事故リスト」が事務所に返され、再調査をして整備していくことになっていましたが、中には「調査不能」と回答していた分もありました。その記録がフォローアップされていたのか、地方では全くわかりませんでした。万が一、調査が放置されていたのであれば、今回の記録問題につながったのかと思います。 2ヶ所以上勤務の届出について、一般的にはあまり浸透していなかったと思います。その結果、それぞれの事業所で別々の厚生年金番号にて加入していた方がたくさんおられます。特別便送付以降統合していますが、片方の事業所が基金加入事業所の場合、統合した報酬で基金に加入した扱いになるため、代行部分の計算が実際より多くなり、本人の受け取る年金が少なくなっています。当事務所で、基礎年金番号「4176－001584」の記録がその扱いになり、平成19年暮れよりご相談を受けていましたが、全く解決の道が示されませんでした。結局、当該基金のご決断により、基金から支払われることになりましたが、根本的には全く解決していません。 通常の記録問題と違い、それぞれ納付されていた記録が判明しているのですから、救済策を早急に示していただきたいです。	基金と非基金事業所が混なっている場合の扱いは、遡って整備できるようにしてもらいたい。基金と国との間で積立金のやり取りができるよう法改正してほしい。	八尾事務所で記録調査担当のとき、判明した記録については氏名変更等行い統合して回答しようとしたことがあります。また氏名索引で判明した記録をお知らせすることも試験的にやりましたが、氏名変更届等をとらずにそのような扱いをすることは、今で言う「コンプライアンス違反」であるため、回答書に氏名変更や統合の届出をするよう指示文書を同封しました。その後放置する被保険者が多く、結局再び調査になることがありました。そのとき、「何と無駄なことをさせるのか」と意見を出しましたが無視されました。そのときにやり方を変えておけば、5000万件も少しは減っていたかと思います。 WMで氏名索引ができる時代になってからのことは、社会保険庁や事務所の側に責任があると思います。 ただし、旧台帳やカセットなどの問題は、計画を立てて順番にしていくのだろうと思っていましたので、今日のような事態は予測できませんでした。	できるだけ本人の記録は情報提供すべきと考え、ハードコピーの交付をするよう意見を出しました。氏名変更・生年月日訂正・基礎年金番号への統合についても、期間照会票提出者には、整備後の回答を出すべきと意見をだしましたが、認められませんでした。(現在は期間照会票にそれぞれの訂正届が組み込まれています。)京都では独自に工夫をして、今のような記録照会票を使用しておられたと記憶しています。京都がうらやましかったです。 今後も、同じようなことが起きたときに、コンプライアンス違反で処罰されるのがいいのか、組織全体の信頼を勝ち取るためには、一人でも実行すべきなのか、過去の経緯を見たときに、いったいどちらがよかったのか。 コンプライアンスさえ守っておればよいという職員ばかりになったら、過去以上に問題を内包した職場になってしまいそうです。 自分の保身や不正のためにおこなったことと、受給者や被保険者の利益や利便性を考えて工夫したことは区別する判断力を持ってほしいです。 法解釈もコロコロ変わる場合があり、いいかげんな判断で処分された職員の気持ちをわかっていただいているとは思えません。 受給者や被保険者の方に対しては、組織も末端の一員として責任は痛感していますが、記録問題に関しては、地方や出先に根本的な責任は全くなかったと考えています。
3206	地方庁	その他(社会保険事務所)		金と人員を費やしてやるしかないと思います。	ずさんな記録管理が招いた過去のつけ	本人の記録が確実に年金につながるように対応するしかないと思った。
3207	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3208	地方庁	その他(社会保険事務局)				
3209	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	早急に解決するためにはとくかくマンパワーが必要なので、人員を増やすことが大切だと思う。 また職員には初めにキチンとした研修が必要だと思う。	社会保険庁の怠慢による問題。 マスコミで報道されるようになってから(たぶんH19ごろ)一般の方と同じタイミングで知った。	窓口ではどんなにお客様がお待ちであっても氏名検索をきちんとし、窓口で気づかなくても後で気づいた場合は連絡をとり確認をきちんと取るように心がけた。 反省点は本庁と地方の連携がまったくなかったため、最初に流れをつくってから職員に周知徹底すべきだったのになあなあで現場の処理となったため、職員は窓口対応に追われ、再裁定処理をする余裕のある職員がいなかったため実際の進達が数ヶ月後になってしまったのは初めに計画性がなかったためだと思われる。
3210	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし		行政の(社会保険の)体質の問題	今までの慣習にとらわれない考え方 事態の解決の早急化
3211	地方庁	その他(社会保険事務所)	特別便、定期便、名寄せ便など、同じ人にたくさん照会を送ることにより余計なトラブルになっている。たとえば調査依頼を出している人に、WM通りの記録が再送付されることなど。	一人の人に、できるだけ重複して送付しないようにする。	社会保険全体として取り組まなければいけないと感じています。 問題だと知ったのは年金記録問題が発覚してからです。	アルバイトを雇用してもらい、回答文書の作成に取り組みました。 反省は、通常業務に追われて回答に事念できなかったことです。
3212	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
3213	地方庁	その他(社会保険事務局)		記録をじみちに確認していくのみ。	深刻なこと。なぜ機械にきちんといれるときにいれなかったのかと思う。	地道に台帳と記録ををみていくしかないと思う。今後は起こらないように心がける
3214	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	事務所内に記録問題を解決する専門のチームを作る。	長い時間手を付けずにいたことは問題であると思う。問題の存在は記録問題がメディアに取り上げられた時期と同時。	早急な記録統合処理が必要だと考えられる。現時点の反省点として記録問題解決への対策が効果的に行われていない。
3215	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に無し	人、物、金をどれだけ注ぎ込んでも、1件残らず解決するのは不可能。 政治的判断でどこかで線を引き、性善説に立って広く救済するしかないと思います。それはそれで混乱が生じるとは思いますが・・・。 また、大企業向けの法律を中小零細企業に適用することをやめるべきだと思います。	大企業向けの法律を中小零細企業にまで適用し、そういう事業所を介して個人の年金記録を国が管理するということ自体に無理があり、起こるべくして起きた問題であると認識しています。	お客様の立場に立って対応しています。 反省すべき点は、時代背景、制度、事業所、従業員側の問題を明らかにせず、現場の職員のみを悪者にし、年金記録問題と全く関係の無い職員にまで必要以上に責任をとらせたことです。
3216	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
3217	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3218	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			国会で議論されてはじめて問題があると認識した。	反省点として事務所等の業務実態(紙台帳の管理、マイクロフィルムの管理状況等も含め)を把握できていないことが問題だったのではないか。
3219	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	本人申し立てによることも今以上に考慮しなければ、大多数解決に至らないと思います。	本人からの申し出によるものと思っていました。 マスコミで騒がれるのと同時期です。	早期の取り組みとお客様には時間をかけても納得していただくよう心がけました。 記録の統合について、年金の裁定請求時でよいという考え方が積み重なりこの結果に及んだものと思います。反省点だと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3220	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。		国民の皆様の大事な年金を管理出来ていなかったことに対して、不信感や不安な気持ちにさせてしまったと思います。	窓口対応として本人の記録と一致するように話(同僚の事や当時の状況)を聞いたりして確実に本人の記録として統合処理するようにしました。 年金に加入されるとき、過去に番号が払い出されていないかどうか(旧姓等)の確認作業がもれていたときもあったのではないかと思いますので、今後は一人一つの番号として確実に管理する
3221	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	OBの方の活用を考えればと思います。	窓口相談や電話相談が多くなり大変だと思いました。たぶん平成19年6月頃だと思います。	平成20年10月より厚生年金の期間調査事務を担当するようになってからは、年金制度をより深く理解し対応するよう努めました。 予算もあると思いますが、はやくからOBの方の活用を考えていただければと思いました。
3222	地方庁	その他(社会保険事務局)			統合されていない手番をいくつも持っているお客様がたくさんいたので、他にも同様なケースの人がいっぱいいるんだろうなとは思っていた。 年金にあまり関心のないお客様が多かったので、あんまり大きな問題となることもないのかなと思っていた。 問題が存在することを知ったのは、テレビ報道などで年金問題が騒がれるようになってきた頃。17年頃だと思う。	転職が多い人や手帳をたくさん持っている人、結婚・離婚を繰り返しているような人には、改めて詳しく年金相談をしてもらうように、窓口で話をしていた。 (当時健保の窓口担当で、年金記録については詳しくなかったため)
3223	地方庁	その他(社会保険事務所)		人員をかけて取り組んでいけばと思います。	紙台帳からコンピューターへの切替時の入力漏れ・入力誤りなどと基礎導入により、基礎への登録漏れなどにより起こった問題と認識しています。	お客様に対して、親切、丁寧な対応をし、記録判明のため努力しました。 反省点は、紙台帳からコンピューターへの切替時の入力チェックが不十分だったことと基礎への登録処理にあたって、積極的にお客様に対して勧奨しなかったことと考えます。
3224	地方庁	その他(社会保険事務局)		「ねんきん特別便」の回答を早急に行っていく。	記録がもれている方も中にはいるのではないかといった感覚でしたが、手続時に、本人に確認はしているので大きな問題にはならないと認識していました。 期間照会の業務を認識した頃ですので、15～16年前からだと思います。	申出については、その都度確認作業を行ってきました。 1人が複数の記号番号の手帳を持っていたことと、裁定時に名寄せ作業を深く行わなかったことが反省点として挙げられると思います。
3225	地方庁	その他(社会保険事務局)	私の知っている範囲では、これまで以外にはありません。	現在すでに実施されている、集中して確認する取り組みと、国民の皆様へのねんきん定期便を確実におこなう以外はないと思います。	記録に誤りがあることはたいへん重大な問題であり、正しい記録にただすべく全ての事業の中でも最優先に取り組むべき問題と認識していました。問題を知ったのは、平成18年後半から19年にかけてだったと思います。	社会保険事務所勤務時は、相談窓口係でしたので、お客様への対応をとおして、記録がない場合に照会票を受け付ける仕事をしていました。事務局になってからは、国民年金台帳の確認作業への応援や、再裁定の業務センター支援を行いました。反省点としましては、年金記録を国民の皆様からお預かりしている、間違いは許されないといった意識が欠如していたからだと思いま
3226	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上		被保険者(受給者)本人からの聴取	当初から 年金手帳(被保険者証)の紛失者が多い	年金請求時に加入期間の確認を慎重に行っていた。
3227	地方庁	社会保険事務所課長級以上			事務所年金給付課在籍時代(H16．11月以降)に年金相談窓口や裁定処理をしているときに未統合の手番が多いことに気づいた。 裁定前に統合されればまだ良いが未統合の場合、支給額に影響する問題と認識していた。	窓口相談および裁定処理の際に氏名索引(090、010)を行い、本人に確認を行う等少なくとも裁定時にはきれいな記録になるようにしていた。 この問題に関しては、過去(H14.4以前)の事情はわからないが自分が採用された後をみていたが「忙しいから」を言い訳にやるべき仕事をしていない職員がいたのは間違いないと思う。実際上記の氏名索引のように最低限やるべきことをしていなかった事務所もある。また、慣例というか右へならえで問題点を見つけ、改善するという意識がまるで無い職員が多すぎる(特に年長者)。指摘しても上がまるで動かなければヒラ職員でやれることは限られている。誰も気づいていなかったはずは無いのだからもっと早く問題を認識し、対応していればここまで大きな問題とならず、既に亡くなられた方々の年金も正しく支給することができたのではないか。
3228	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	年金手帳は生涯1冊という原則があるにもかかわらず、厚生年金を再取得する度に新たな年金手帳が交付され、その後、手帳を紛失したため記録が統合されていなかったケースが多数あります。統合がされていない記録が多い割には事業所から提出される「重複取消」の届出自体が少なかった理由として、年金手帳は生涯1冊であることの認識不足が原因であり、社会保険行政として積極的に広報、指導を意ったものによるところが大きいと思います。	再指定をしている間に亡くなられる方が多数います。一刻も早く解決するためには再裁定の処理を早めることはもとより、進達を如何に早く行うかが重要であると思いますが、進達までにいくつかの行程があり、なかなか時間を短縮できません。行程の中に「年金試算額仮計算書」の提出がありますが、増額される案件については省略できないものでしょうか。	始めは、(6)の設問で回答した内容がすべての原因であると思っていましたが、国民年金の納付追加もれの多さ、旧台帳の切り替え漏れなど新たな事実が発覚する度に事の重大さを感じました。 「問題が存在することを知ったのはいつ」とは特定できません。	国民年金保険料の未納期間について、調査、回答の業務をしていましたが、調査において、確認漏れがないよう注意しました。また、納付ができない(またはしていない)ことが明らかな案件については、理由を分りやすく、丁寧に説明するよう心がけました。
3229	地方庁	その他(社会保険事務局)	一般に報道されている以上のことは承知していない	記録照会や整備について、ただ単に人数を増員するだけでなく作業を行う人の質的向上も図っていくべきだと思う。	早急に解決をしなければならない重要な問題だと考えていた。問題の存在を知ったのは、新聞報道などで取り上げられ始めたとき	窓口や電話の応対時に特別便が未回答の被保険者には確認して回答するよう勧めた。反省点としては、いまだに未回答の人が多いのでもっと広報が必要だと思う。
3230	地方庁	その他(社会保険事務局)		地道な確認作業をしていくしかないと思う。	年金手帳番号が複数ある方がいることはわかっていたが、年金請求時に確認をすればよいという認識だった。報道がされてから具体的な件数等を知った。	年金請求時に確認をすればよいということは上司等から聞いていたことであり、それでよいものという認識でしかなかった。慣例となってしまい、その流れで改善策をとらなかったことが問題
3231	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			適用の業務に携わったことがなかったため、平成18年の打合せの時に、期間照会を担当している同僚から様々なケースがあることを知った。平成19年になって大きく取りざたされ、週刊誌等でWMの登録がない台帳があることや、名寄せの調査に携わり記録のずさんさを実感した。 あまりに、自分たちの認識と違うことが行われており、当初は理解に苦しんだ。	現在整備されていない記録を台帳や払出簿及びWMから可能なかぎり特定させ、自分の業務についても後に問題を残さないよう法令順守に務めました。 組織として目的を明確にしていなかったことと、個人個人が業務を行う上で、個人の意見で行動し組織の視点で物事を見れなかったこと、また、そういう目線に対して評価が無かったことが組織の腐敗に繋がったと考えます。
3232	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現行の対策以上のことはできないと思います。	手続きの流れ上、発生するのはやむをえないことなので、いかに発生させずに進めていくのかを注意していました。記録そのものが消えている事実は知りえなかったので、すべて記録はあり分かれている状態を聞き取りにより統合することで解決できると認識していました。採用当時(平成6年)から、記録問題としてでなく、早期に対応しなければいけない案件として確認しておりました。	当時は、(8)において思ったことをする以外に具体的な取扱いが示されませんでした。早期解決に至らなかったのは、根本の問題である国民への制度周知や手続きの流れなどの説明の面において政府としての努力が足りなかったの一言に尽きると思います。組織を挙げて、この数年間取り組んでや今の状況なのに、以前の環境で地方職員一人ができることなど知れています。できることをやっておりましたのでそれが全てです。
3233	地方庁	社会保険事務所課長級以上			厚年業務に在籍したのは6年前からで、記録がこのような状態とは思いませんでした。国年業務は平成2年より3年勤務しましたが、当時過年度保険料も自線との突合を行い正確にしていまし	過去の記録に読めないような崩し字もあり判読に苦労しています。すべてについて正確に、丁寧に事務をする必要性があると思います。
3234	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金特別便等の送付を継続し、本人と確認できた記録については基礎年金番号に統合処理をすすめていく。	紙の台帳からオンラインに記録を移し変える際に、移し変えるのが漏れてしまったり、誤って移し変えてしまったために生じた問題。	年金特別便等により漏れている記録を確認し、記録の統合等の処理をおこなった。オンライン化する際に、確実に記録を移し変えるべきだったと思う。
3235	地方庁	社会保険事務所課長級以上		今の作業を進めるため、出来る限りの人員を投入するべきだと思う。	基礎年金番号でない記録の調査及び基礎年金番号への統合を早急に行う必要があると認識した。 平成19年に年金記録問題が取り上げられてから、重大な問題として感じた。	優先的に行う仕事と思い取組んだ。 平成9年基礎年金番号が導入されたとき、記録を統合する必要があるという通知やPRをもっと行うべきだったと思う。
3236	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	期間照会のスピード化など内部処理の短縮	当初、ほとんどのものは本人が記録を統合するのを忘れているなどの単純なものと考えていた。 新聞報道からその存在を知ったと思います。	個人として対応できるのもではないので、指示を仰ぐかたちだった。 見切り発車で特別便の発送をしていたため、何度もご回答をいただくことになったお客様がいること。準備期間を十分にとれれば防げたトラブルもあると思います。
3237	地方庁	その他(社会保険事務局)				
3238	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくにありません	とくになし	自分が社会保険の仕事についた時には、すでに記録の管理は機械化されていました。このためすべて正しい記録であると認識していました。しかし、払出簿の氏名収録の業務に携わり、別人の記録、記録の不備等の状況を見てWMの記録がすべて正しいものではないと感じました。	特別な対応はしませんでした。ただ、自分の意識として誤っている記録は正しく訂正し、未統合の記録は本人のところへ統合しなくてはいけないと考えました。 反省点かどうかわからないが、被保険者名簿等の記録を管理する様式が各県統一されていない、取扱いも県単位で違うこと。機械化した際の登録がいい加減であったこと(入力後のチェックがされていない)
3239	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	わかりません		
3240	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	人手が足りないので、知識のあるをもっと増やすべき。		
3241	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	特別便の回答のない方に対して、個別訪問等で接触を強化する	社会保険で最優先して取り組む問題であると認識していました。 新聞報道等で初めて知りました。	窓口や電話を積極的に対応し、少しでも問題解決に貢献しようと思いました。裁定請求時の記録の確認や基礎年金番号導入時に徹底して記録確認を行えばここまでの問題にはならなかったのではないかと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3242	地方庁	その他(社会保険事務所)		時間と労力はかかると思いますが、被保険者台帳とオンライン記録との突合を進めるのが、遠回りでありますが合理的な方法と考えます。 また、場当たり的に国民の皆様に「特別便」や「定期便」を簡素に通知するだけでは、事務所などの相談の受け皿には限りがあります。 数百万件・数千万件件の通知を短期間に送付する前に、きちんとしたスケジュールを国民の皆様に示した後に、通知を実施すれば、相談体制も確保され、回答も滞留することなく送付することもできると考えます。	一部のお客様の年金加入記録が、適正にオンラインの切り替えができていなかったものと記憶しています。 報道機関で、年金記録問題が取り上げ始めた時期に、初めて知りえたと思います。	記録管理に関する取り扱いが、今となっては不十分と考えます。 特に、オンライン切り替え前は、事業所から取得届を急いで処理するよう依頼があったときは、厚生年金保険被保険者証や年金手帳の確認が不十分であったため、止むを得ず新しい手帳番号を払い出していった結果、不十分な記録管理のまま基礎年金番号へ移行したためと考えます。 また、自分自身も、「オンラインの記録は適正に管理されている」と採用時に教えられたこともあり、記録問題などが起こるとは考えられなかったのも現実です。 年金記録訂正にかかる事務処理に携わって、記録のもれや誤りが想像以上に多い現実を受けてからは、お客様に説明責任が果たせる事務処理を念頭に日々の業務を行うよう心がけてきました。 なお、残念ですが、一部の職員には、未だに自分とは無関係であると考え、特別体制の取り組みに消極的な言動があったことも、職員のモチベーションを下げる要因であったと考えます。 やはり、全職員総動員体制といいながらも、通常業務を抱えて取り組むことは、担当・非担当職員と分けざるを得ないことから、職員の考え方の温度差が生じていたことも事実です。 土日の休日に自発的に出勤して1件でも多く回答しようと頑張っている職員がいる一方、自身の業務が終わると他の職員を手伝うことなく早々に退庁し、休日もきちんと休んでいる職員がいるのも現実です。 年金受給者の中には、回答内容が複雑になり、回答文書作成には経験や知識が必要になります。 しかし、未経験な職員には、対応が困難なため、担当職員や経験者が必要となり、結果、文書作成担当者は日々多くの書類と格闘していましたが、担当外の職員の目には、何をしているかすら
3243	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	地道にお一人お一人に確認していくこと。	記録は正しく管理されていると思っていたので問題があるとは認識していませんでした。	自分の記録がどうなっているか確認できるシステムが以前からあったらここまでの問題にはならずにすんだのかなと思います。
3244	地方庁	その他(社会保険事務局)		今行っている事業を着実に進めて行くしかないと思います。	こんなに大きい問題になるとは、思っていませんでした。 平成19年6月頃だったと思います。	相談窓口の応援をしました。 もっと早くからこの問題に取り組むべきだったと思います。
3245	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特になし	経験者を集中して作業することが必要であると思う。	在籍時に認識はしていませんでした。 マスコミ報道等により存在を知りました。	本部指示に従った対応しかありません。 もっと現場の状況を踏まえることが大事だと思います。
3246	地方庁	その他(社会保険事務局)		特にありません	大変な問題だと思いました。いつごろかは断定できません。	がむしゃらに対応しました。 チェック体制を整えることが反省点と考えられます。
3247	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	脱退手当金支給済み記録・お亡くなりになられたか以外の旧台帳記録(東京保管の厚生年金被保険者台帳記録)・厚生年金手帳払出簿(個票)等・厚生年金被保険者名簿等が、wmですべて見れるようになれば調査確認に要する時間が、短縮できると考えられる。昭和20年代以前名簿ですと保管場所等(保管事務所の特定も困難なため)どうしても他庁照会をせざるおえないので時間がかかるまた、払出確認も保管事務所へ電話照会をしていると時間がかかる点があるので、wmで確認できるようにしてほしい。上記、旧台帳についてもwmで確認できるようにしてほしい。	被保険者(若い世代の人たち)については、年金手帳の未統合がほとんどと考えておりました。また、受給者の方については、戦時中記録や記録の不備または、旧姓・通称名等を使われていた方等ありますので、登録未統合になっているケース・年金制度発足前勤務の方が、制度の周知・広報の不十分な点もあり、ご理解しづらい部分から働いていたが、南京記録が載っていない等及び共済年金についても記録を管理しているのがすべて社会保険庁という認識も強くお持ちの方も見えて消えた年金問題という認識の方が多いのかと思っておりました。ただし、実際に名簿・原票記録を機械管理するときに不備になったり、もれてしまうケースも多いと感じていました。 国民年金広報ポスターにて某有名女優の方を起用されてからマスコミ報道にて国民年金保険料未納または、未加入者の起用について問題になり始め、社会保険職員の聴き見についての個人情報保護の観点から認識不足等マスコミ報道されるようになってからです。	窓口相談業務等で制度についての説明を出来るだけ解かりやすく説明するようにしました。また、この年金特別便についての照会趣旨・目的及び調査の方法・全国には、同姓同名の方も多数見えることと、本人確定する上で厚生年金記録については、名簿上本人住所管理記録が無いため、事業所名・加入期間・氏名・生年月日にて特定する作業が日羽陽ですので、本人様からの会社へのお勤めのご記憶が調査する上でも、本人記録確定する上でも最重要ポイントである旨の説明をしてご回答していただくように周知説明に勤めました。 また、どのような理由・ケースでこのような記録問題が発生してしまったかについても説明してご理解を深めることに勤めました。 基礎年金番号制度前は、年金手帳番号をいくつもお持ちで(年金手帳番号を多数払いだされている方)手帳をなくされた等により本人確定できないケースも多くみうけられました。基礎年金番号制度後は、徐々に繰重複手番照会をして本人様からのご協力、事業所様のご協力をもとに昔よりは、減ってきていると思われますが、やはり広報活動を充実してご理解・ご協力のもと、重複払出手帳番号をなくす(一人一年金番号の払出を目指していけば)第2、第3の年金記録問題についての未然防止及び期間調査業務をなくすイコール年金請求時の職歴確認(もれ確認)の簡素化にもつながり、業務負担の軽減によるサービス向上にも繋がると考えます。
3248	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	分かりません	長い年月の期間なので名前も変わっていたり、生年月日も誤っていたりする事もあるだろうし本人様の年金加入期間を確認する作業は非常に困難だ、と思っていました。来所される方も年配者が多くご記憶も曖昧な方が多くお話を聞きだす迄が大変ですが年金記録をはっきりさせることは当然の事で良い機会だと思っています。 平成19年5月に謝金職員として入庁してからです。	ねんきん特別便の期間確認回答書作成業務を担当して、今まで本人様も忘れていた期間が見つかって喜ばれたり年金額は変わらないけれど働いていた頃を思い出して懐かしかったと感謝されたりで、T.V.等の影響で激怒される方ばかりでは無かった事が救いでした。 今迄どのように年金行政をしてきたかということの説明不足だと思います。 社会保険庁として現状を分かりやすく説明し、一生懸命に働いている職員がどのように取り組ん
3249	地方庁	社会保険事務所課長級以上	昭和51年採用時から見受けられたが、国民年金の資格関係を処理するために、国民年金台帳を抽出したところ、台帳が所定のところになく、現年度の納付記録のみを記載した仮台帳があった。納付記録を記載する時に台帳がなく、仮台帳を作成したと思われるが、その後、確実に本台帳に記載されるか不安があったのを覚えている。 転出入が激しい都会の事務所では、台帳を移管した後に、納付記録の通知を郵送するが、是も多いため前述と同様に不安があった。		(6)で述べたことが、一部発生していると認識している。	コンピューターへの切替前のことなので、手作業での処理になるのは止むを得ないが、台帳(債権管理簿)と市町村納付記録との照合を確実にする方法はなかったのかが反省点としてある。
3250	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	最低限の平常業務のみ行い、できる限り記録問題に取り組むべきだと思う。	今までのつけがまわってきたな、と思っていた。	庁の対応が遅すぎる。さまざまな問題が出ても、通知等出るまでに時間がかかりすぎだ。
3251	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	・外国人の国民年金適用について 昭和57年の改正により強制加入となっている外国人が適用されていない例があること	・制度としての問題点の整理を行うこと 住民登録等と一体となった把握国民総背番号制の実施すること ・都市部と地方の問題を整理しそれぞれにあった解決策はかること 都市部と地方では問題が異なるにもかかわらず、同じ対策を行っていることは非効率である。	社会保険事務所の国民年金課、年金給付課へ配属されたとき、配属後すぐに認識していた。 職員個人の不正を年金問題と同一視されている事は問題の本質から外れていると感じています。	・研修等においても制度を改正するように予算と人員を確保するよう言い続けてきました。 ・これらを踏まえ、基礎年金番号制度が導入されたものと理解しています。
3252	地方庁	その他(社会保険事務所)		人、物、金を集中投下して早期に解決できるようにするべきである。	基礎年金番号に統合されていない年金番号、名前の読み方が正しく登録されていないため特定できない年金番号が多数存在する等の問題があるとの認識を強く持ったのは平成19年頃で	基礎年金番号以外の年金番号を持つと思われる方には職歴、住所等の確認を徹底しようとした。組織としてもっと早くこの問題に対して認識を共有するべきであったと考える。
3253	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	他の事業をすべてストップして取り組むしかないと思う。	人様の年金記録を預かる省庁としてあってはならないことだと思った。 テレビや新聞といった報道(平成18～19年頃)	本庁や事務局の指示(マニュアル)に従い対応。 過去(オンライン化以前)の職員の怠慢と基礎年金番号導入時の制度に対する周知不足。
3254	地方庁	その他(社会保険事務局)			過去から現在に至るまでの様々な要因が重なって起こった大問題であると認識し、短時間での解決はかなり困難であると感じた。 基礎年金番号導入後数年経過したころ、年金裁定業務の際に記録の整備の必要性を強く感じた。全国一斉調査を庁主導で基礎年金番号導入時にしっかり行っていれば、また記録の不備について庁が十分な把握をしていれば少しは解決が早かったと思う。	時代背景もあるが、結果的に年金番号を制度毎に設けていたこと、その際の手帳管理の徹底の広報不足が考えられる。 また、年金に対する制度周知が十分でなかったことが大きいと思われる。
3255	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金受給者は高齢者の方がほとんどのため、記録の訂正等が必要な場合には、速やかに処理を行わなければならないと感じています。 年金記録問題を認識したのは、採用時(平成19年1月)からです。	私にはまだまだ年金の知識が不足していますが、可能な限りお客様には丁寧に説明するように心がけています。
3256	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	現在問題とされている事項以外には、当県ではないものと思っている。	政府の対策(物、金、人)方針も示されており、現在行っている対策を計画どおり的確に実施すれば、解決できるものと思っている。 平行して、年金記録問題解決及び社会保険庁の信頼回復のため誠心誠意取り組んでいる現職職員の心のケア対策も必要と思慮する。	紙台帳等による管理もあり、また、紙台帳の劣化による書き換え等もあり、100%管理できているとは思わなかったが、年金請求時に加入記録の確認ができることもあり、重大な問題とは思っていなかった。 現在は、年金記録問題は非常に大きな問題であり最重要課題として強く認識し、最優先で記録問題の解決に取り組んでいる。 振り返れば、次のことについて気にかかった時期があり、その時期に記録問題の存在を意識していたものと思われるが、記録問題としての認識はなかった。 1. 昭和54年に国民年金業務を担当し附則4条処理に携わった時のことであるが、当時、国民年金の資格記録管理は市町村からの報告に基づき行っていたため、厚生年金保険の加入記録との突合が必要と思い、附則4条により納付した期間と厚生年金保険の加入期間との確認(重複はなかったと認識)を行った記憶がある。 2. 年金給付関係業務の経験はないが、「金融機関が委任状を持って年金請求(相談)する場合、資格記録の記入漏れ等について十分確認ができず、指導を行っているが、請求者本人に伝わっているか心配である」との現場の声を聞き、金融機関はしっかり対応できていないのでは、とは思っていた。	1については再確認時に問題もなく、近々に電算化されることになっていたため、対応については考えなかった。 2については金融機関に対する指導をすべきと思っていたが、担当外であり聞き流したと記憶している。 当時、福井県社会保険・国民年金業務改善サービス向上委員会(昭和45年～)に業務改善等の意見を述べる機会を与えられていたが、担当業務外のことであり気に留めた程度であった。 現在、そのことが大きな記録問題となっていることから、その当時、担当業務以外であっても積極的に対応策を考え提案すべきであって、担当業務以外について関心を示さなかったことが大きな反省点であり、管理職となり業務全体を管理する立場となって、そのことをより強く感じている。
3257	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	一歩一歩確実に記録の確認を行うしかないと考える。	問題との認識は薄かったと思う。問題として表明化した時期。	1件でも多く不明の加入記録を見つけようと努力した。 昔の記録台帳などに氏名、生年月日以外に住所とかの情報があれば良かったと今になって思

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3258	地方庁	その他(社会保険事務局)		現在行なっている取組(年金特別便・定期便)の継続。 年金相談等の窓口でのきめ細かな対応など地道に取り組むしかないのでは。 省庁間の連携(情報のやり取り)	基礎年金番号導入後も未統合の手番があることは、日々の業務の中でわかっていたが、判明分から届出により統合の手続をしてきた。 記録の改ざんに関しては、国会での審議や一連のマスコミ報道により知った。	各事務所窓口相談、特殊台帳の整理事務等への対応により、受給者の方等の不安解消に努力。 オンライン登録時の確認の不徹底、基礎年金番号導入時の統合確認(周知も含め)に甘さがあったのではないか。
3259	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3260	地方庁	その他(社会保険事務所)			いろんな理由で本人に結びついていなかった年金記録があり、携をしている人が沢山いると認識していた。テレビ新聞等で報道があり、初めて知った。	ひとつの記録でも本人のものと結びつき、受給者及び被保険者に不利になることがないようにという思いでとりくんでいます。お客さんの立場になり、親身な対応に努力しています。
3261	地方庁	その他(社会保険事務局)			国民の老後の収入に直結する事生活設計ににも係わる重大な問題と認識している 年金問題が起こってから知った	大切な記録だから、些細な事も洩らすまいと務め、ご本人にもお伝えしながら対応した 節目での記録統合の重要性を本人も事業所も社会保険事務所等ももっと念頭に置くべきだった
3262	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	年金記録問題については完全な解決はできないと思っています。	平成9年の基礎年金番号導入時には在籍していませんでしたが、その時に 未統合の年金番号についてはしっかりと対応していくべきだったと思います。 それ以外の年金記録問題については、過去から現在までの組織上、非常にまずいことだと思います。お客様から叱られて当然だと思っています。 年金記録問題を知ったのは平成19年5月頃に新聞の紙面で知りました。	国民年金の申立に携わっていましたが、本人からの申立から回答までに相当な時間がかかってしまうため、土日に自主出勤をして早めに回答できるように対応しました。 年金記録問題が発生してから、先にメディアで情報が流れており、その情報がしっかりと通知で来るより前にお客様からの質問があり、現場は後手後手に回され大変であった。 もっと、迅速に情報を現場まで教えていただきたい。 また、一人のお客様に対して何度も通知が出ることがおかしい。こちらの責任であるので、何度も事務所まで足を運んでもらわなければならない状況を作るべきではなかった。
3263	地方庁	その他(社会保険事務局)				
3264	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	記録の照合を早急に行うこと、照合自体が不可能のものに関しては、ある程度の基準を設けて、救済する方策が最善と考えます。	記録問題は、職場の根幹に関わる問題であると認識していました。 問題の存在については、国会等でとりあげられたころに認識しました。	記録問題の対応としましては、お客さまへの早期の回答を最優先に、1件1件確実に照合を進めました。 この問題の反省点としては、回答に時間がかかった事、早期に対応できるほどの体制がととのっていなかったことが挙げられると思います。
3265	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現在の記録問題についての対応には、多くの費用・人手・時間が必要であり国民が望む解決とはほど遠いと考えます。 第三者委員会に申し立てをされた方は、申し立てどおりに認めるなど政治的な解決が望まれていると考えます。	社会保険庁という組織に対する批判に躍を発し、結果として、それまで長年運営してきた年金制度そのものの不具合が表面化したと感じました。 年金記録問題の存在は、日々の業務の中でごくまれに存在するものと、採用直後から認識していたが、全体像が見えた時にその大きさに驚いた。	毎日遅くまで記録調査に携わり、休日にも自主的に出勤し対応にあたったが、個人でできることは、ごく限られていると自分の無力さを痛感させられた。 その後、組織的な対応を検討するよう上申し、調査・回答業務の集約化が当席では実現した。 異常なまでに加熱した不安をあおる報道により、事務所には来客があふれ後手後手に回る対応せざるを得なかった点は今後の反省材料となる。 新組織で長となる方には、迅速な対応をお願いしたい。
3266	地方庁	その他(社会保険事務所)			この問題を解決し、はじめて国民の皆様の不信を払拭することができるという認識をもっています。 統合されていない手番が存在すること自体は、入社した年から知っていました。	年金記録の確認・調査の際には、まずこころより謝罪し、お客様が納得していただけるまで説明をしています。また、記憶があやふやな何十年も前のような調査の際には、当時の状況をこまかく聴取したり、当時の出来事などをお話して、お客様が記憶をたどりやすいように接客することを心がけています。 入社当時、未統合の記録に対し、入社時に年金手帳の提示をされていなかったこと。基礎梁入時にご本人様からの申出をいただけなかったこととしか認識をもっていなかった。牧わったとおり
3267	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	今も社保庁一丸となって頑張っているところですが、被保険者からの回答がなければ、完全に解決をすることは不可能なので、国民の皆様に特別便や定期便にかかる回答を必ずしていただくよう、更なる広報が必要だと思います。 これから年金機構になるわけですが、記録問題解決のために十分な、人員を確保することが必要だと考えます。年金記録問題の対応におわれ本来の業務がおろそかになると、事務処理誤りがおこり国民からの信頼が更になくなると思うので、年金記録問題が解決し、国民の皆様に安心していただくまでは、それなりの人員を確保していただけるといいと思います。	新聞やテレビで報道されるまでは、特に知りませんでした。	適用にしても散収にしても、善段の仕事の一つ一つが国民の皆様の老後を支える大切な年金に繋がるという意識がなく、淡々と目の前の業務を行った結果だと思います。年金記録に関してさまざまな問題が起こっていることを知り、国民の皆様からの信頼される組織になるよう気を引き締めて業務に取り組もうと思います。
3268	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に無し	調査結果を申出者に回答するのに時間がかかっているので、記録調査に人員配置してほしいと思う。	記録問題については、事務所で平成17年に厚年記録照会を担当したときに初めて知った。そのときには現在のような問題になるという認識は無かった。	記録調査を担当してからは正確性を重視して調査してきたが、本人への回答も時間がかかってしまうため、迅速性も考えながら業務を行っている。 記録問題については、正確性を欠いた処理を最初にしてしまった結果だと思うのでそこが反省点だと思う。
3269	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません	1件1件地道に解決するしかないが、今後同じことが起こらないように、国民に広報してほしい。転職する時の基礎年金番号の必要性、氏名・生年月日は必ず戸籍と同一で届け出をいただきたいこと。また、保険証が届いたら氏名・生年月日を必ず確認していただくこと。社会保険庁がオンライン化するまでの確認の仕方が原因なのはわかるが、調査・統合していく中で事業所名を覚えていない、氏名を変えてまた生年月日を若くして働いていることが非常に多い。全国民に声が届くように広報すべきである。 また、中学生・高校生・大学生の授業・講義に年金講座を強制で取り入れるべきである。年金記録問題・保険料の未納問題がこれだけ取り上げられて数年が過ぎているのに、再発防止がされ	この問題が起こるまで、オンライン記録と紙台帳記録がこんなに相違があるとは思っていなかった。事業所名を変えていない、氏名を変えてまた生年月日を若くして働いているお客様がが非常に多いのはわかっていた。また、「生命保険会社の説明を聞いたことはある」という記憶のお客様が三ヶ月加入されている記録は多かった。	現場でお客様対応していた職員は、問題が起きてからも起きる前もお客様への丁寧な対応は変わっていないが、窓口・電話対応でも「お客様」と言えるようになった。
3270	地方庁	その他(社会保険事務所)		基礎年金番号に統合されていない年金記号番号をすべて統合することは無理です。 年金手帳番号の持ち主が既に死亡せれていたり、行方不明になられている場合もあります。また、本人が覚えていない場合もあり本人のものと判断できないこともあります。 曖昧な証言や可能性で統合することは当然出来ません。 少しでも多く判明させるには、可能性のある人に接触し確認をとる方法が最善だと思います。そのためには市町村の協力が不可欠だと思いますので、非協力的な市町村へもっと働きかけ、全国の市町村に協力いただけるよう全力をあげるべきだと思います。	今までの私どもの対応の悪さと制度周知不足を痛感し、また、解決が非常に困難な問題と思いました。 採用当時から感じていました。 当時は健保厚年適用課に配属されていました。 20歳を過ぎているのに年金手帳を持っていないと言い張る被保険者、本人に十分な確認をとらない事業所の担当者が非常に多く、いくら説明をしても理解を得ないことが多々ありました。 いつか困ることになると思っていましたが、当時の国民の年金に対する意識が低く、どうすることもでいませんでした。 これは偏に年金制度の周知不足が原因だったと思います。せめて基礎年金番号開始時に徹底	家族との時間も放棄し、また体調を壊しながら精一杯対応した。 長妻大臣の思惑どおり、職員は過労死も辞さない気持ちで対応してきたと思います。 《反省点》 ・被保険者に年金加入記録を確認していただく機会を設けなかったこと。 ・基礎年金番号開始時の広報不足。また、その際のアフターフォローの不足。 ・年金教育の不足。 ・国民年金と国民健康保険の名前の類似(多くの方が勘違いしています)
3271	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に存じておりません。	未統合の年金記録、年金記録の収録誤り等の問題を一刻も早く解決するよう職員一丸となって取り組みを行う必要があると思います。	年金記録問題としての認識は、どこまでも広がる問題のため、正直ここまでひどいものとはと感じています。 問題があると知ったのもマスコミ等で騒がれるまでわかりませんでしたので、世間一般に知られるようになるまでわかりませんでした。	ひとつでも多くの記録問題を解決できるように対応しようと思いました。 反省点としては、記録を管理するシステムの改善や、過去の過ちは今後起こらないとは思いますが、今後は適正な事務を行っていけば良いのではないかと思います。
3272	地方庁	社会保険事務所課長級以上			浮いた記録の量に驚きましたが、年金記録問題が公になった時に最初に思ったことが、基礎年金番号が創設された時に今回の様なシステムを駆使しながら徹底的に記録調査を実施しておくべきだったと思いましたので、行政側の記録管理の甘さと被保険者への記録情報の不足が招いた問題であり、早急に対処すべき問題だと感じました。 また、今後の記録管理(国および個人)の重要性について認識する機会にもなったと思います。 記録問題として認識したのは、報道や通知などにより浮いた記録の量が発表された時。	問題解決については、組織的な取り組みしか無いと思いましたので、社会保険庁の対応方針に従い来所された方一人ひとりから細かな情報を聞いて、ただし、調査漏れが発生しないように、可能性のある情報については、一つ一つ丁寧に調べるしかないと思いました。 問題の反省点としては、被保険者個人が自らの記録を知らなさ過ぎたということと、システム的に記録管理をしているので、定期的なチェックを機械的に行っていなかった点だと思います。
3273	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題については、ありません。	現在も記録の整備が途中であると思われます。 国民年金記録については、市町の協力を得て、解決に向け進んでいると思われるが、厚生年金記録については、具体的な方法はなく記録が整備が完了していないと思うので、すべての記録を整備・電算化(021-1、090)にしてから、現在行われている住民基本台帳等の突合及び照会を行う。	以前は、過去の事務処理誤り(転記ミス)と考えていましたが、現在は過去の事務処理誤り(転記ミス)だけではなく、事業所に対しての指導不足、提出書類の確認不足及び市町との連絡不足があったと思います。 そのような問題が存在することを知ったのは今回のことが話題になってからです。	点検(チェック)体制の重要性を再確認する。 また、現時点でみた場合に、この問題についての点が反省点としてはどのような方法で紙媒体から電算化へ移行された分かりませんが、その際の点検方法と考えます。 現在は電算化されたが、現在の年金記録問題の聞する相談・業務及び事業所及び従業員との報酬に聞する相談等を踏まえ思うことは厚生年金・国民年金の制度周知の必要性を感じます。
3274	地方庁	その他(社会保険事務局)	年金に関する事が非常に難しく、また制度も変わるため職員も周知するのが難しいです。	制度を変えないでください。	社会保険庁に就職して1年8ヶ月目ですが、何十年とつもりにつもった問題であると認識しています。就職する前から知っていましたが、その問題を数年で解決することは不可能であるとかんがえます。	地道の解決していくしかないと考えます。しかし、年金の制度も窓口装置も困難なため、正確な知識を身につけたうえで行わないと非常に危険です。これから、年金機構に以降の際に大量の新人が就職する為、混乱が生じるため多少のスピードを犠牲にしてでも確実に記録問題を解決していくことが重要であると考えます。
3275	地方庁	その他(社会保険事務所)		紐台帳からすべてつき合わせていくべき。	年金問題があってから。機会への切り替え時の不手際。	ねんきん特別便の処理と期間照会の処理で精一杯。
3276	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	国民年金の転出届に対する転入事実調査後の処理が正しくされていない事務所(福井県はしています)が、あるように思われます。 (仮転出のままとなっているもの)	まずは、該当件数がどのくらいあるか把握すべきと思います。	社会保険の信頼にかかる問題である。 未統合が5000万件あることは、問題が表面化してから。 ただし、未統合があることは、以前よりなんとなく分かっていた。いつごろかわ分からない。	上記の問題を認識したうえで、相談者(来訪者)に対し、相手の記録を確実に見つけてあげるよう努力したつもりである。 社会保険庁やその他の職員でも見受けられるが、分かっていても、ひとごとのように考える体

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3277	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		人的な誤りにより発生している案件が多いのではないのでしょうか。 ①基本として、複数の職員によるか確認 ②御本人への異動結果通知による確認 ③最終的には、お客様による定期的(2年に1回程度)な確認 上記確認が必要だと思います。	通常、起きてはいけない事態と考えます。 配偶者の祖父の遺族年金請求手続時(平成2年頃)	事実確認と補正を行った。 また、当時の給付課員に事象発生に話をした。 組織的な問題として検討する場があればと思います。
3278	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	地道に取り組むほかない。	採用の2年後、平成18年に国民年金課に配属されたときに基礎年金番号に未統合の手番があることを知った。	未納者宅へ戸別訪問へ行くとき、未統合の手番の有無を事前に調べ、面談時に本人記録を確認し統合の手続きを案内した。 窓口に来た方に未加入期間があれば、未統合の手番の有無を調べ、手続きを案内した。
3279	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		全ての国民に関係する、特に老後の生活設計に影響を及ぼす大きな問題と認識していた。 年金記録問題が惹起されたとき。	問題解決に向け、来客等に対して分かりやすく丁寧に説明し、安心してもらえるよう対応した。 正確な処理に欠けていた点が反省点として挙げられると考える。
3280	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金記録問題を専門に従事する職員を新たに置うべき。古い年金記録の検索や再裁定には専門的な知識と様々な事例の経験が必要になるので年金記録問題のみの部署で固定した人員を確保する。別組織を立ち上げるぐらいしないと解決には相当時間がかかると思う。	ずさんな事務処理の歪み。今回の年金記録問題を種にして今後の事務処理に活かすべき。新聞報道等がされるまでは、得に意識はしていなかった。	照会の電話や、請求書の処理時に手番検索を行い、判明できる番号については統合処理を積極的に行っている。問題に対処するための体制が脆弱。人員の確保が必要。現業をやりながら年金記録問題の対応をするのは無理がある。
3281	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	年金給付課在籍時に、裁定請求書を受理する際、未統合記録が確認できたケースにある程度の頻度であたっていたので、未統合記録が一定数あることは認識していたが、報道発表されるまでは、これほど多い件数の未統合記録が存在するとは思っていなかった。	裁定請求書を受理する際は、記録もれがないように本人に職歴等についてよく確認し、慎重に請求書を受理するよう心がけた。 現時点での反省点としては、基礎年金番号制度発足時に、手番統合を積極的に行うという意識があまり高くなかったことがあげられると思います。
3282	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	マイクロフィルム記録の画像化において、判読不能なものも見受けられる事から、専門業者等に依頼し、文字の修復・復元を行うこと。	年金記録問題が起こった時点では、未統合記録がここまであった事は正直驚いた。本来、自分の受給できるはずの年金記録が漏れているという事は大いに問題であり、早急に記録統合を進める必要があると考える。反面、個々人の記憶に頼らざるをえない部分が大きく、確認・統合作業を進めるには相当な時間・人員を掛けなければ、早期解決は無理しいと思う。 記録問題を認識したのは、採用時が年金給付課であった事から、裁定時に記録の確認・統合作業もあり、認識はあった。しかし、現在のような大きな問題であるという認識は、当時は無かった。	記録問題対応の際は、できるだけ対象者の話を詳しく聞き、こちらで確認できる情報を提示し、多少時間が掛かっても丁寧に進めた(進めている)つもりである。 反省点は、記録管理が十分に行われていなかった事ではあるが、厚生年金記録においては個人の住所管理を行っていなかった事、またマイクロ記録に関しては、原簿を廃棄するのであれば、事実上問題が無い記録であっても、全てマイクロ記録として保管すべきであったと思う。
3283	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	特になし	制定、施行、改正、追則、経過措置、等を重ねる毎に、国民はもとより、職員レベルでの認識の相違やシステムの対応(プログラム上発生する矛盾等)により歪が生じ、結果このような問題に発ぐったと思われます。平成17年～社労士受験の学習を通じて強く感じるようになりました。それ以前は、マスコミの批判を把握する程度の認識でした。	実務上の処理に対応するのが精一杯で、正直、問題定義や改善点について思案する余裕はありませんでした。今後は、法改正や時限措置等に関する周知の徹底、双方向による業務の向上(目標達成度を半期に一回程度の生易しいものではなく、月報や週報並に具体策をたて、達成度を職員レベルで数値化するなど)を図るべきではないかと思います。民間では業務遂行上当
3284	地方庁	その他(社会保険事務局)		早期解決を目指すのであれば、経験者の流失を防がねばならないと思います。 いくら派遣を増やしたところで、資格照会の処理量が増える訳もなく、見通ごす件数が多くなると思います。	この問題を認識しだしたのは、よく覚えていませんが19年頃だったと思います。	信頼を回復するために、最重要課題と位置づけて業務をおこなってきました。前々事務所ではとく別便担当として毎日、処理をしていました。 反省点として、何でも現場に押し付けるやり方がいけなかったと思います。
3285	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			一口に年金記録問題と言ってもいろいろな原因があり、その全てにおいて社会保険庁の職員だけに原因があるとも言えない。例えば事業主からの届出誤りや本人申請の間違いなども原因の一つであろうと考える。 しかしながら、最終的には審査・決定等を行ってきた社会保険庁の組織・職員の責任であると認識しています。 ただ、原因となった届出や事務処理から相当年数が経過していて、個々の事案について原因解明が極めて難しく、短期間で解決できるものでもなく、解決するまでは全力で取り組まなければならないと考えています。 問題の存在を知った時期については、国民年金については平成5年頃に社保で国年担当だったときに、マイクロフィルムの台帳とオンライン記録の相違に遭遇する機会があった。 厚生年金については、適用事業所の中途脱退が問題になった平成10年頃ではないかと思いま	組織全体として取り組むべき対応策に可能な限り取り組むよう心がけてきました。 しかしながら、通常業務を行いながらの対応となったために十分な取り組むができなかったことも事実だと思っています。 今後、専任の部署もできて行くようですが、経験や過去の歴史(経緯)を知っている者が少なくなって、ノウハウが失われないか(レベル低下も含め)が懸念されます。
3286	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知らない		年金記録問題は以下のようなものが混在しているものと認識している。 ①社会保険事務所の指導・説明不足 ②社会保険事務所の処理ミス ③昔の台帳が現在の端末に収録されていないなどのシステム不具合 年金記録問題が表面化した以降、事務所支援に出向きましたが、実際の窓口対応や作業においては、そのほとんどは、事業所(本人)申請について、十分に説明・確認しないまま、新たな番号を払い出している事象が多かったと思います。 また、社会保険事務所の進達ミス・漏れや社会保険庁のパンチミス・漏れもあったと思われます。絶対数は非常に少ないと思います。 台帳が端末にデータが収録されていないため、手作業となり、台帳の検索漏れがありました。 (本人申請がないものなどを含む)	19年度において、台帳の検索が容易となるよう事業所名簿のデータ化を行うよう計画しました。これは、その後21年の検索システム構築に役にたったと思っています。 現時点で見た場合、一定成果は出ていますが、国民の目からは作業が遅れていると感じられていると思います。 過去のミス・漏れを反省として、作業を加速させ、信頼を勝ち得ていくことだと思います。
3287	地方庁	その他(社会保険事務局)		とにかく、記録が本人のものかどうかの確認をしていくほか無いと考えます。	請求の際判明するものだと考えていたので、ここまで大きな問題になるとは認識しておりませんでした。これほどの数の不明な記録等があると知ったのは特別便が始まる少し前です。	これまでのように、請求時に判明するだろうという認識を改め、その場その場でお客様の記録を確認、統合する様に努めております。 今回の問題の反省点としては、これまでの対応が常にその場しのぎであったことであると思います。また、お客様が自分で請求の時記録があると申し出てくれるという見込みで対応していたことも反省点といえると考えます。
3288	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	どのような方策があるか今具体的にこれといって思いつきませんが、この問題解決にむけて全力で努力しなければならないと思います。 制度がそれぞれ別々になっていたり、制度が複雑になっていて国民の皆様に理解できない点が多数存在するため制度自体を整備(見直しを含めて)していかなければならないと思います。	特に覚えていません。	特にこれといった対応をしていなかったと思います。 いろいろ挙げられると思いますが、記録管理をきちんとしていなかったことなどが挙げられると思います。
3289	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	可能な限り本人記録に統合していくため、記録問題のみに特化したプロジェクトチームのようなものを立ち上げて実施していったほうがよいのでは。(日本年金機構に移行して本来業務を行いながらでは、人員も少なくなり進まないのではと考えます)	平成7年頃、年金給付業務に携わっていましたが、年金相談に見えられる方で未統合記録が判明するケース(厚年・船保・国年)があるとは思っていたが、この問題が報道され、5000万件と聞いたときはそんなにあるのかと思いました。	記録問題が発生した以降は、できる限り職員全員で最優先課題として対応しようと思いました。 今思えば、もう少し早く記録整備を行っておけたらと思います。(オンライン記録も含めて)
3290	地方庁	その他(社会保険事務局)				
3291	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	・職員の年金記録関係業務に対する知識の向上 (特に、これまで調査課や年金給付課を担当したことのない職員に対して) ・職員の増員	・過去の業務の中で起こった問題として、組織の一員として、対処しなければならない問題。 ・問題の存在を知ったのは、マスコミ等で取り上げられるようになった頃。	・事務所に在籍していたときは、窓口や電話での対応を丁寧に行うよう心がけ、事務局に在籍となってからは、ねんきん特別便の対応にかかる事務所支援に積極的に取り組んだ。 ・職員の年金記録関係業務に対してのスキル不足を反省しなければならないと思います。
3292	地方庁	その他(社会保険事務局)				
3293	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らないです。		これまでの記録の管理方法の難しさが積み重なって起こったものと認識していました。 未統合記録がこんなに膨大な数だとは知りませんでした。	カセットが開いてない記録がまだ相当数あるので、それを開くのが急務だと思いました。管理している番号・記録がすべてオンライン化されていないと、いつまでもあるかわからない加入期間の調査が必要になると思います。
3294	地方庁	その他(社会保険事務所)		最優先事項として、全職員一丸となって取り組むべきと考えてます。	最優先事項の問題と認識しており、特別便が発送された時期にこの問題を知った。	最優先事項ととらえ、積極的に対応している。反省点は、もっと早期に特別便のような形式のものを送るべきだったと思う。
3295	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3296	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	記録漏れについては大変なことではありますが、制度上、加入者ご本人が手帳をなくされていたりでの漏れが主で、記録問題で取り上げられるまでは、さほど大きなこととは思わずに記録を探し、処理をしてきました。	ご本人の記録が少しでも漏れて受給漏れにならないように、積一杯、対応してきました。 手番制はやはり、記録がもれやすかったと思います。 基番制になってからは手番制よりはもれる可能性が低くなったのではと思っています。 住民票や戸籍と連動したものにしたりするのがよいのではと思います。
3297	地方庁	その他(社会保険事務所)		透明性のある対応	重要課題だと認識している	お客様に対して、真摯で誠実な対応。透明性が少なかったと思われること。
3298	地方庁	その他(社会保険事務局)	国民年金の20歳付番が生年月日順に順列に払い出されています。 同姓同名の人がいた場合判別不能になる可能性があります。	銀行口座番号のように乱数付番するべきです。	現職として常に問題意識は持っていました。 特に基礎年金番号導入以降、マンパワーやシステム構築が必要なものであるのに何も動いているようには感じなかったため、上部機関が本気で取り組んでいるのか疑問を感じていました。	お客様の対応については、個々の問題解消を図るため、できるだけお客様の声を聴いた上で、照会作業にあたりました。 制度発足時からの場当たり的な対応に問題があると考えます。今後は、日本の改善力を大いに活かした組織となってくれることを願います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3299	地方庁	その他(社会保険事務所)		すべての紙台帳の記録をデータ化にして現在のデータとの突合が必要と思われます。	平成5～6年頃、期間照会業務を担当していたときに、氏名の入ってない資格記録や誤って入力されている記録、記録に収録されていないものがあるのを知りました。これらの事は将来的に年金請求のときか記録照会を出してもらって本人との職歴との照合ではじめてわかるものだと思いました。	おそらく、期間照会業務をしていた職員ならそのことには気づいていたと思います。ここまで大問題になるとは誰も思っていなかったとおもいます。もう少し被保険者の立場に立って考えていけばまた違った方向に向いていたのかもしれません。 台帳についても保管状況が悪く読み取れないケースも多々あります。その辺りの管理もずさんだったとしかいえないと思います。 私が実際業務をしていた中で、照会者以外の人の記録でも氏名が抜けていたりした記録が判明すればそのときには確認をして入力はしているようにしていました。ただ、今も言われているように本人の記憶には限界があるので、もとをたどるとこの制度を発足させたときには年金手帳にせめて職歴の記入を社会保険でするべきだったと思われます。
3300	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	時間はかかりますが、一つ一つ解明していくしかありません。	まさかこのような大きな問題になるとは思いませんでした。	なぜもっと早く対応できなかったのか。残念で仕方ありません。
3301	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	地道に一件一件対応し、信頼を取り戻していく。	初めは、社会保険オンラインシステムを信用していたため、すぐに解決できるものだと思っていたが、時間の経過とともに、お客様の信頼を失い大変なことだと認識した。平成19年頃。	一人、一人の対応で、信頼を回復しなければと考えていた。オンライン移行時に時間と予算をかけていればと思っています。
3302	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	調査にあたる人員の増員など。	年金の記録は、番号、名前、生年月日などで確認すれば、機械上できちんと管理されていると思っていた。このような年金問題が起こるまでわからなかった。	当然のことかもしれないが、届書を誤りなく正確に処理すること。
3303	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	完全な解決をみるには、1件1件しらみつぶしにしていくしかないと思います。	庁の記録と受給者・被保険者の記憶が食い違っている場合、そもそも記録自体がない場合等、確認の取れないケースが多そうだとおもった。 意識するようになったのは報道されるようになってから。	窓口相談などではできる限り詳しく聞き取りを行うくらいしかなかった。
3304	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			早期解決できない大変な問題と認識した。 世間一般で知った頃と同じ	
3305	地方庁	その他(社会保険事務所)			毎日、一般の業務を辞めて窓口対応していましたから、お客さんが窓口に殺到したときが知ったときです。	一度にお客さんあてに特別便を郵送せずに、もっと年数をかけて郵送していたら、もっときめ細かく対応ができ期間調査も時間をかけて調査をすれば、期間が発見される人が増えたと思います。
3306	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	現時点では地道に手番、基礎番に係る疑重複を当たるしかないと思います。 そのためにもすべての年金記録(厚年、国年、船保)がカセット解除等行わなくても即座に確認できるようにしなければ、とも思います。	基礎年金番号制度が始まる前でも手帳(証)が何冊もでてきたとかの事例はたくさんあった。 但し、年金記録はご本人が裁定請求されるときに最終確認することになっている。私自身は年金給付事務を経験していないが、ご本人の記憶及び手帳等の確認で確かに全ての記録が突合されえているのか、という疑問程度ではあるが何時頃からというのは特に無いが感じていた。	お客様の声で特に「役所がしているんだからなんでこんな・・・」という話がよく言われる。一生懸命に番号は生涯一つであり基礎年金番号制度発足時には疑重複の回答票がついていたが回答いただいたか・・など当時のことを説明すると理解いただける方が居る一方、「そんなのはおまえたちが勝手にしたこと、記録はおまえたちが管理するのが当たり前だ」等、届出がないとご本人と確認できない旨説明してもやるのはおまえたちだ、的に届出義務を全面否定される場合も多々ある。 制度説明は私たちの大事な業務であるが、はたして今の時代にご本人責任としての義務をはたしていただく制度理解が浸透できえるものか少し疑問もあります。
3307	地方庁	その他(社会保険事務局)		一定基準を用いた一律救済。	平成18年頃、年金給付課に配属されていたときに知りました。 社会保険庁の努力だけでは解決できない問題であると認識していました。	目の前の書類をひとつひとつ正確に処理することを心がけて業務を行いました。 記録統合の状況をもっと前から国民に公開するべきだったと思います。
3308	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし		平成14年ごろの週刊現代の記事で問題があることを知った。	社会保険事務所の現場では、記録探しを毎日毎日やっていくしかないと思います。年金事務所では記録調査課にがんばっていただくしかありません。
3309	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	一人一人の自覚がとても重要と思います。	個人情報及び お客様からお預かりしている お金ですので、管理不足。情報共有の欠如が原因と思います。 着任後1ヶ月程した頃です。	月並みですが、個人情報において、ハード及びお客様から お預かりしている原本には最新の取り扱い上注意をはらうこと。
3310	地方庁	その他(社会保険事務局)				
3311	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	いまおこなっている以上のことはわかりません。	新聞報道等で知ったように記憶しています。	一人でも多くの方に、理解・納得していただけるよう地道な調査が必要だと思います。
3312	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。		本庁からの通知を見て、そういう問題があるのだと、知りました。	本庁の通知に沿って対応しました。 年金記録については、常時どういう問題点があり、どのように対応すべきかを確認しながら事業をすすめていくことが必要だと思いますので、今回の取組みは有意義だと思います。
3313	地方庁	その他(社会保険事務所)		人、物、金を短期的に集中させる。	在籍していませんでしたが完全解決は無理だろうと思いました。	制度自体に問題があったと思いますが、もう少し早い段階でこの問題を公表できれば良かったと思います。
3314	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3315	地方庁	その他(社会保険事務局)	とくになし		基礎年金番号と手帳番号が統合されていない者がかなりいる、という程度の認識(制度の歴史上、止むを得なかったと思っている)	一人ひとりのお客様に対して、お話を聞いて少しでも理解を得られるよう勤めていた。 反省点としては、やはりお客様自体が、自分が年金をもらうときしか「年金制度」に興味を持たないというありかた(もっと興味をもてる機会をふやすことが必要だったかも)
3316	地方庁	その他(社会保険事務所)	旧台帳の記録が、カセットの記録のまま残っているものがまだまだたくさんあるにもかかわらず、特別便の処理を完了としていいものであろうか？ もちろん本人から申出のあった分については、調査も行い回答をしている。1466万件で旧台帳の記録の確認作業を行ったが、結局返事のあったもののみの処理にとどまってないのであろうか？ 脱退手当金の支給の有無でも、旧台帳に脱退手当金の支給を行った旨が記載があったような場合でも、確認項目の不備等で脱退手当金とはならない記録となっている。 脱退手当金として支給をうけた認識のない人も多くあり、窓口でも証拠を確認したいと申し出られることも多いが、社保において請求書等の保管状況も異なるため苦慮している。 あくまで社会保険庁側の記載が不備で脱退手当金になったり、ならなかったりすることには、不平等を感じることがある。	もちろん旧台帳記録にとどまらず、今後8億5000万件の被保険者台帳との突合を行う予定であるとのことだが、それだけの確認作業を行った結果、どれほどの効果がでるのであろうか？というのが率直な気持ちである。 脱退手当金に関しても、社会保険庁側に管理不備があったことは否めない。 私の個人的な意見ではあるが、希望するのであれば、脱退手当金の支給を受けた金額に加算金をつけて返納をさせ、年金として支給をする措置をこうじてもよいのではないのかとは思う。(もちろん財源確保が必要ではあるのだが・・)	年金の請求が申請主義であったこと、記録に関してもこちらから一切の提供をしなかったこと、払い出し簿に名前があっても記録が未収録であったこと、 就職するたびに年金手帳がないといえば新しい年金番号を払いだしていたこと いろいろなところに問題があったと思う。 しかしながら現在のようなオンラインでの処理がなかった時代に、管理をするのには無理もあったであろう。	厚生年金記録に関しては、そもそも基礎年金番号ができるまで、住所登録がなかったことが一番の問題であった。本人特定させる場合に事業所名がわからなくともその当時の住所を本人が申し出られる場合も多い。そんな中、5000万件の宙にういた年金といわれる手番記録の本人特定には全力を注いできた。 国民総背番号制に反対の声もあるが、現在の住基コードもいかし、年金も含め、全てを1つの番号で統一させることで、今後の記録もれは防げるのでないかと個人的には思う。 国民年金の担当をしたことがなくてよく分かったないのだが、国民年金に関しても特例期間のようなものを設けてでこの期間は、2年の時効を撤廃して以前の分も加算金つけてでも納めることができるような措置はどうであろうか？ 年金制度への周知も、現在は25年ないと受給資格ができないことを報道等でも知られていることだが、現在の時点で受給資格のない人からのお話は、年金をある一定期間かけなければ受給できないことすら認識していなかったといわれる。年金制度自体への関心がなかったのであろう。 2年間内の未納を第三者で認めていく等の報道もあったが、本当にきちんと納付した人との公平さが保たれるのかと思う部分もある。 20歳になり国民年金のパンフレットをもらったところで、年金に期待する人は少ないのかもしれない。年金制度のしくみを学校教育の中で授業内容に取り入れ小さい頃から年金とはどんなものであるのかを教えていくのもいいのではないかと思う。
3317	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません	マイクロを解析して記録をきちんと整理する	日本中を揺るがす大問題 マスコミで騒がれるようになってから	昔の事務処理の方法と将来の年金制度の見通し不足
3318	地方庁	その他(社会保険事務局)		国民が納得することを解決と言うのなら、本人の申し立てのとおり年金記録を追加するほかないと思います。 将来問題を起こさないようにするには年金を全額税方式にするか、厚生年金は100人以上の事業所以上を適用範囲にする等、制度を変えないとまた同じことが起こると思います。年金問題の原因は、携わった職員がずさんだったこともありますが、最も大きな原因は、複雑な適用規定を全て国民の届出に頼っていたことにあると思います。この点については制度の根本を変えなければ、今後いくら職員が努力してもどうにもならないと思います。	コンピュータもない時代に国民皆年金制度を創設したこと自体に無理があり、最初の年金制度設計が問題の根源であると思います。また、国の制度について、記録共有等の連絡調整も不十分なまま地方自治体に諸事務を任せていたことも問題を複雑化させていると思います。また、現場で業務を行う社会保険事務所と市区町村で顕在化する制度上の問題について、制度設計者である厚生省へ意見するしくみがなく、現場と制度設計者の考えが大きく乖離していたことも原因であると思います。	当時の詳細な記録が残っておらず、今となっては本人の記憶に頼るほか手段がなく、国の制度として恥ずべきものだと思います。 過去の記録が事実に相違ないかは今の職員には判断ができません。紙の台帳とオンライン記録を突合せたところで、その台帳があっている保障もなく、その後訂正が行われた可能性も大きいため時間の無駄どころか、さらに混乱すると思います。今の職員は現存資料をもとに当時の法律に照らして事実関係をある程度推測することしかできません。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3319	地方庁	その他(社会保険事務所)	①厚生年金基金加入記録の収録誤り(種別の入力誤り)があること。 ②オープンされていないカセット記録があること。 ③厚生年金加入期間に重複期間がある場合報酬合算して年金額を出しているが、合算した標準報酬月額が上限を超えている場合には、保険料はそれぞれの事業所で控除されているので、合算した標準報酬に対しては納めすぎになっている。	①については基金記録と突合しはじめているはず。 ②についてはすべてオープンする。 ③については個別ケースについて事務局を通じて処理方法を本庁に照会中。	①記録のコンピューター化に伴う移行時の記録収録誤り ②手番、基番問わず、同一人に複数の番号を払いだしてしまうことによる年金記録の不備。 ③紙台帳管理時代の記載誤り	本人からの照会に基づいて調査。 個人としての反省点は特にない。 組織としては、 ①特別便の郵送による回答では、制度の周知不足による照会や、特別便の記載内容の誤解からくる照会、遺族年金受給者が自分の記録と間違えて紹介してくるケースなど、説明不足によるものも多数あるので、おおまかな制度説明文を同封すべきだった。また、加入期間以外のことも照会され、対応に時間がかかるので、加入期間以外の照会は電話や事務所で対応することをはっきり伝えるべきだった。 ②記録の誤りによる年金減額については、遡及しての返納は求めないこととすべき。 ③年金記録問題の解決とはなにか、一応の目標をはっきりさせることが必要。 ④年金記録の問題は、現在の制度と運用方法の元では、絶えず生じていくものなので、根本的には制度を改める必要がある(年金機構の仕事の範囲外ですが)。
3320	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	電子データ化されていない記録情報を電子データ化するなども含めて、国民年金、厚生年金、共済組合の年金記録について、データベースを1本化し、検索する環境を整備することを急ぐべきだと思います。	年金制度の成熟にともなって、記録管理の仕組みをないがしろにしてきたことが年金記録問題を生じさせた大きな要因と考えています。行わなければならなかったことを行ってこなかった、お客様の視点でものを考えてこれなかったという「組織」の問題で、その組織の一員として重く受け止めています。 一連の報道等でこうした問題があることを知る以前は、国の運営する制度であり、国の運営機関であり、制度や機関を「信頼」して、仕事をしてきていましたので、このような事実を目の当たりにし、正直に驚愕しました。年金を請求する際には、年金加入期間を申し立てる仕組みになっていますので、その仕組みの中では、年金の請求時に「もれ」など生じるはずがないものと考えていました。しかし、実態はそのようにいっていない…「実態は違う」ことを、リサーチし、次に活かす機能を持たずにいたことも、大いに反省すべきです。お客様の対応を重ねていく中で、年金記録	お客様の申し立てに対して、丁寧に対応することを心がけています。お答えするために時間を要してしまうこともあり、更にご迷惑をお掛けすることになってしまいますが、記録検索については、できる限りの検索方法を試み、お客様の立場で行っています。 処理精度を確保しつつ、処理スピードを出していくには、通常の年金業務ういう「組織」と記録確認を行う「組織」を区分するべきと思います。
3321	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし。	なし。	1. 重要な問題 2. 平成5、6年頃	原票や名簿等に住所が記載されてれば、多少はちがったのではないか。
3322	地方庁	社会保険事務所課長級以上	世間一般に知られていない年金記録問題が存在するのか、わかりません。	世間一般に知られていない年金記録問題の認識がないため、方策はございません。	基礎年金番号に統合されていない約5000万件の年金手帳番号が存在することが、年金記録問題の核心と認識しておりました。5000万件という数字は報道された平成19年夏頃に知りましたが、統合されてない年金手帳番号が多数存在していることは、基礎年金番号開始当時から予想しておりました。	年金特別便、年金定期便等の送付により未統合記録を早期に統合する方針が示されましたので、組織としての最優先課題と認識し、お客様に適正に対応するよう心がけました。 社会保険方式の年金制度では、長期にわたる個々人の記録管理が必要となりますが、管理方法が紙台帳からコンピュータへと進化し、またコンピュータシステムも日々向上していく中で、それぞれの時代に適応した管理方法を模索する必要があります。大切な年金記録を新たな管理システムへ移行する際は、慎重な対応をする必要がありますが、その点では大いに反省すべきと考えます。また、現在の技術水準を基準とし過去の管理方法の非効率さを糾弾する意見が散見される中で、不要な誤解や不安を払拭するための丁寧な状況説明や情報発信があまりできなかったことも、今後の反省点に挙げられると考えます。
3323	地方庁	その他(社会保険事務局)		1増員 2執務時間中に集中して処理できる時間を設ける 現在、記録問題をはじめ業務量が増大する中、人員は削減される一方であり、在籍する職員の精神的・肉体的疲労は相当なものである。事務センターに処理が集約されてもなお、電話や窓口応対などに時間を割かなければならない。 臨時的な増員はいわれているが、そのほかにたとえば銀行などのように、午後3時に窓口を閉鎖する(週に1回程度でも)などして、その間全員を処理に集中させるなどできないものでしょうか。 午後7時までの延長や、休日相談など、さまざまな形でお客様へのサービスを提供していますが、一定時間集中して処理できる時間を設けることで、事務効率もあがり、結果として早く問題が解決できることにつながるのではないでしょうか。	平成17~18年ごろに問題が取り上げられてからはじめて知った。 自分が生を受ける前のことが多く、最初は驚いた。 市町村の集金人・市町村担当者・社保担当者と、さまざまな人の手をへて 収納記録が管理されていること、紙台帳からコンピュータへの入力作業の際の聞違い、確認漏れなど、当時の状況からすれば致し方ないことも含めて、記録にもれや誤りがあるとは大変なことだと思った。	当たり前だが、そのときにできることをした。(市町村への払い出し照会など) (現在は直接の対応から離れている。) ただし、本人の記憶違いであることも多々あり、 数十年も前の納付有無について証明をするのは双方大変な労力であると思う。 第三者委員会において、丁寧に調査していることで、確認に時間がかかるとの批判を受けて、このたび、未納1年以内の救済であるとか、2年以内の未納についても条件つきで救済ということが示されたが、それこそ確認もできない期間の納付追加ということで、おかしな話だと思う。 当時の時代的背景を加味しても、最終的には国民の大切なお金を預かっているという認識の不足から生じた問題であり、関係者一人ひとりがそのことを強く意識して反省し、今後このようなことが発生することのないよう、記録を管理していかなくてはならないと思う。
3324	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ない	1件ずつ確認作業をするしかないのではないでしょうか。	基礎年金番号への手番統合もれと認識。	基礎年金番号導入以前の1人への厚年手番の複数付番や死亡者の手番整理をしてこなかったことに問題がある。制度の啓発の不足からか被保険者側も年金番号の重要性を認識されていないことにも一端の原因もあるのではないか。紙台帳での整理、管理にも限界があったのでないでしょうか。基礎年金番号導入後、未統合記録が多数存在しながら、業務センターの基礎年金番号管理の課をなくしたのはなぜでしょうか。
3325	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません。		基礎年金番号に統合されていない、年金番号が存在していたことは知っていたが、年金裁定請求書の提出の際に、職歴等により調査して統合できるものと考えていた。	(8)のとおり考えていたため、年金受給手続きの際に、詳細に聞取り、調査すれば未統合の記録は発生しないものと考えていたが、5,000万件もの未統合の中に多数の受給者が含まれていたことが分かり、基礎年金番号の設定の際に取組むべきことであったと現在は考えが変わった。 また、期間照会の回答の際、紙台帳の記載について、どのように読んだらいいのか判断が出来ない字や誤りが見受けられる。後々このように重大な問題となることを予期していなかったと思うが、社会保険職員として、もっと正確で丁寧な仕事をしていなかった点も反省するところであります。
3326	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られているのかどうかわからないが、未統合記録で「今後解明を進め、一定の時点において閲示等を検討する記録」の中に、いわゆる「カセットオープン」されていない生存者の記録が多数含まれているものと思われる。	全ての記録をカセットオープンし、基礎年金番号記録と照合する。	入庁後、年金記録問題が大きく取り上げられるまで、甘い認識であったかもしれないが、最終的に裁定請求時において個々の年金加入記録は整備されるものと考えていた。 ひとりで複数の手番を保持している被保険者等が存在することを認識したのは、厚生年金記録がオンラインに切替えとなった昭和62年以降。ただし、当該事象の存在の認識はあったものの問題視する意識は薄かった。	過去にも現在においても、お客様から加入記録確認の依頼があれば、入念に調査を行ってきた。しかしながら、氏名収録のない記録、フリガナがでたらめな記録や「丸め」の記録がこれほど多く存在するものとは思いもよらなかった。 OBも含め、携わってきた全職員の問題意識の低さが問題。本庁は地方のせいに、地方は本庁のせいにしている感があるが、本庁も地方も、三階構造と言われている上も下も関係なく、社会保険庁全体として責任がある。
3327	地方庁	その他(社会保険事務局)		一つ一つ処理していく方法	年金請求時に請求主義という考えで対応していたとき、あくまでも請求主義での対応であると認識していた。	請求主義での対応であると認識していた。 記録の管理を適切にするべきであった。番号、氏名、生年月日、住所、事業所名などを管理しておくべきだった。索引の情報として必要であった。
3328	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	非常に大きな問題だと思っていましたが、この問題が取りざたされたことで、ねんきん特別便や定期便が始まり、被保険者の方にご自身の記録を確認していただけるようになったことは、非常に有意義なものと認識しています。 平成6年4月に採用され、当時の社会保険適用課に配属されたため、厚生年金の期間調査や記録補正にも携わっていました。当時はここまで大きな問題とまで認識はしていませんでしたが、それらの業務のなかで、件数的には多くはなかったですが、他人の記録が混在していたり、報酬誤りや氏名・生年月日誤り等の記録補正を行っていましたので、問題の存在としては、思い返してみればその当時からだと思います。	ねんきん特別便が始まってからは、毎日のように特別便のお客様と接してきましたが、対応については一人でも多くの被保険者の方が記録正常となるよう、最優先事項として取り組もうと思いました。 現時点の反省点としては、まず、職員一人一人の被保険者の記録を預かる立場という認識があまりにも低すぎたと思います。また、平成9年より基礎年金番号制度が始まった際に記録統合の処理がなされたはずですが、特別便のお客様はその当時の記録統合の件について、存じてない方が沢山見受けられました。結果、その時に記録統合ができていないケースも数多くありましたので、もっと周知徹底できていればとも思います。なお、今回の記録問題が発覚したことで、国民の方々が年金に興味を持ったのも事実と思われますが、もっと国民の方々に年金というものに
3329	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金請求時までに登録していればよいと考えていた。基礎年金番号制度の導入されて以降前とすぐのころから、わかっていました。	本人の都合のよい時に登録にくるよう促し、用紙を送付していた。 当時からできることをやっていたので、反省点はありません。 本当に記録問題を解決するのなら、厚生年金加入中の方の手番登録をどこでもできるようにする、疑重複は発生するものとして考え、常に専門の調査係を設ける、などの組織としての改正が必要なのでは。
3330	地方庁	その他(社会保険事務所)	社会保険事務所等の職員は知っていることでも職場で社会保険事務を担当されたりしていない一般の方は年金制度そのものをあまり知らないように思います。 例えば、被保険者が厚生年金の資格を取得した月は加入期間が1日だけでも保険料を納付しなければいけませんが、加入月に喪失して、同月に別の事業所に加入した場合、前の事業所の厚生年金保険料が還付されることはあまり知られていないと思います。	該当する方対象にお知らせのお手紙を送り、制度を知ってもらうといいと思います。厚生年金保険料は事業所に還付することになるため、被保険者本人が前の事業所に申し出をしないといけないこと、きちんと本人に還付されるかどうか、個人情報の関係もあり、あらかじめ事業所にお知らせするのは難しいことなど問題点があると思います。	年金は請求してはじめて受給することができることを知り、請求しないと受給できない、本人が加入していたと申し出しないと別に受給できる記録があったとしても受給できないことがあることは問題だと思いました。年金制度が複雑でわかりにくい制度であることも問題だと思っていました。なんとかシステムとかを改善してわかりやすいものにできないかと思いました。年金給付課の仕事をはじめて担当した平成12年に知りました。 旧台帳記録の記録が紙台帳でしかなく、事務所では確認できない記録があることを知りませんでした。これが年金記録問題で一番大きい問題だと思います。旧台帳について知ったのは一般的に知られるようになった時期で平成20年5月頃だと思います。	お客様の問い合わせにはできるだけわかりやすく説明しました。年金制度について不安をなくしていただくように対応してきたつもりです。年金の裁定請求の書類審査では旧姓や間違えやすい名前を含めて氏名検索をし、できる限り年金記録の漏れがなく、裁定するようにしてきたつもりです。 社会保険のシステムが最先端のシステムではなかったこと、年金記録問題として問題になってからしてきた作業はもっと前からできたのにしていなかったことが反省点だと思います。基礎年金番号が導入された頃にもっといろいろとできたのではないかと思います。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、その ような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3331	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	①電算データによる「ねんきん特別便」及び「ねんきん定期便」について、記録が相違するという申し立てが多数なので、過去の紙台帳等との確認が必要であり、これには多数の人的増員が不可欠と考えます。 現状、職員は通常業務もあり、記録問題との対応に十分な人手がまわせない。また、通常業務の遅延による苦情処理と悪循環に業務が増えています。 年金記録問題対応の専属部署を地方庁でも行える職員の増員が必要と考えます。 ②早期の記録解明に向けて、紙等の過去の媒体のデータベース化が不可欠です。 ③各行政機関が保有している電算情報の提供。住民基本台帳、戸籍、税情報等 ④各保険者(共済)が保有している情報の円滑な提供。	①各制度ごと管理していた年金番号について、本人確認を実施してから基礎年金番号へ移行すべきだった。または、基礎年金番号スタート直後に、年金記録の統合処理を積極的に推進すればよかったと思慮します。 ②国民年金が地方分権推進法による国の直轄業務とされた段階で、市区町村が保有する年金情報について、法的に国に移管する情報として保全に努める必要があった思慮します。 ③高齢となった年金請求時に、過去の在職歴を確認する方法は、問題の先送りと思慮していました。 ④機械化、新しい方策を何でも反対、また、問題の先送りを求め続けた「職員組合」の存在が、今日、年金記録問題が一気に噴出した元凶です。 ⑤本庁と地方庁の連携不足。 本庁は現場を知らず、机上論の通知、また、机上論による電算システムの開発で、現場のニー	①「ねんきん特別便」により、基礎年金番号への記録統合が大きく進捗したことは成果です。 ②ご来所いただいたお客様に、その日で解決するように記録の確認に努めました。 ③今後は、「ねんきん特別便」が未着等の連絡が付かない方への対応のため、さらに住民基本台帳、戸籍情報の提供をうけ、「ねんきん特別便」が送達可能となるように電算情報の活用が必要と考えます。 ④絶対的にマンパワーが不足しています。職員の掛け持ち業務ではなく、年金記録専従チームの体制を要望します。
3332	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	知りません	記録問題の解決は、紙台帳からコンピューターへの切り替え時も含め、臨時職員や民間委託を使い行った結果、精度に問題があった訳ですので、精度を担保でき、将来に向けて責任を取れるような体制で行わなければ、同じ轍を踏むことになり、また多くの時間と経費が無駄になる可能性がある。 拙速に処理せずに、確実に行うことが大切であると思う。	大変な状態にしてきたんだと思いました。 平成19年に新聞テレビ等で明らかになったことで、そのような状態になっていることを知りました。	一件ずつ丁寧に解決するしかないと思いそのように対応してきました。 仕事の仕組みの組み立て方が基本的に悪かったので、もっと早くたな卸し的な作業を定期的に行えばこのようにならなかった。 業務の仕組みを作る基本的な考え方に問題があったと思う。 総務省年金記録問題検証委員会の報告のとおりだと思った。
3333	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし		昨年の6月からの勤務ですが、一般的に思われている以上に早急には解決できなく、複雑であるとおもう。	記録補正や統合処理など、少しでも早くそして時間をみつけては早めに処理するよう心がけた。
3334	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	記録漏れの大きな要因となっているのは、記録をコンピューター収録する際の氏名・生年月日等の誤りによるものだと感じています。まずは、誤って収録されている記録を本来の形に訂正することが第一ではないかと考えます。	厚生年金の期間照会を担当していた時に、マイクロで確認した記録のコンピューターで収録されている氏名の読み方が、通常では思いもよらない読み方だったことがあり、「どうしてこんな収録になっているのか」と不思議に思うことはありましたが、まったく収録されていないものが存在するとは思いませんでした。	一職員の力ではどうにもできないと思っていましたが、今、正しく収録のし直しができているのであれば、もっと早い時期にその作業ができないのかと声を上げるべきだったのかもしれません。
3335	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし。	わからない。	世間で騒がれだしたときに知った。	システムに問題があったと思う。あと、当時の原簿をマイクロ化にせずに、永年保存すべきだったのではないか。
3336	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3337	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	OBやOGを使い人員を増やす(過去の記録や制度はOBやOGの方がくわしい)	納付してあるものが未納であったり、会社の記録がないなど、役所として大問題である。とく別便発送後お客様からの問い合わせで。	社保庁のデーターをすぐに変えられないので、お客様に対し、親切、丁寧を心がけ、お客様の気持ちになって対応した。記録の管理が、法改正のもと、管理しきれなくなったことが反省点だと思う。もっと早くに機械管理にすべきであった。
3338	地方庁	その他(社会保険事務所)	ないです。	今までどおりの方法ですが、特別便・定期便などでの紹介がやはり有効かと思います。職員の増員ができるのであれば推進員のような戸別訪問専門職員を設けるなど、こちらからアクションをかけていかないといけないと思います。	基礎年金番号に統合されていない手番があるのは知っておりましたが、当時は給付課の経験がなく、受給手続きの際に本人確認ができるので受給までにできればいいと軽い気持ちでした。	制度の話にもなってしまいますが平成9年に基礎年金番号制度への改正など法改正が多すぎると思います。。 またその制度スタート時、皆様の意識が高いうちに徹底して今回の特別便・定期便ような案内をするべきだったと思います。まだ社会保険事務所職員でもなっかた私がいうのもおかしいとは思いますが、それができなかったので今回のような大きな問題になっていると思います。
3339	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		お客様から預かった年金保険料記録を大切にする意識の欠如から発生していると感じました。 年金記録に関する問題があることを知ったことは、この問題が大きく取り上げられた時期です。	訂正が必要なお客様においては、少しでも早く正しい記録に訂正すべきであるという意識を持って対応しました。 また、記録の不備が生じてしまう原因等についても説明し、お客様においても年金記録問題を正しく理解していただけるよう対応しています。 「被保険者中の年金記録を管理する課(国民年金・適用調査・徴収課)」と「年金受給者を担当する課(年金給付課)」とで一人の年金記録を管理する課が異なっています。お客様から見れば被保険者期間中・年金受給中の区別なく全て自分の年金記録であると考えます。しかしながら、被保険者担当課と受給者担当課を分けていることで、社会保険職員側が被保険者期間中の記録の積み重ねの先に年金受給があるということを常に強く認識できない状況があったのではないかと考えます。 年金記録を扱えなかった一人のお客様が年金を受給するまでの間、いくつもの課がそれぞれ年金記録を管理することで、担当する課がそれぞれの立場によってその人の年金記録を扱うことにより、記録問題が発生のではないかと思います。
3340	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		コンピューター化されていない古い記録がある。年金請求時に記録もれがないかを確認し整備することが前提にあったので、年金記録問題として取り上げられる前には、大きな問題としての意識はなかった。 また、記録もれがないかどうかをお客様に確認するにあたって、以前はお客様からの職歴申出がない限り、氏名索引で積極的に情報提供をすることはできなかった。 国会、メディアで騒がれ、年金記録問題として取り上げられたことで、社会保険庁がコンピューター記録の更なる整備に動き、国民と国の双方が年金記録に興味を持ち、現場は以前より対応しやすくなったように思った。 この問題が存在することを知ったのは、期間照会業務に携わるようになった、平成4年頃です。	お客様の古い記憶を呼び起こすよう、相談にあたった。 制度発足時点では、このように膨大なる個人の記録を保有、管理していくことを想定しきれなかったのではないか。
3341	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありませんが、カセットが開かれていない記録が、いまだにたくさんあるようです。カセットが開かれていないと、本人確認ができず、結果として問題解決に時間をようすると思います。	ぜひ、この機会に、開かれていないカセットを開いていただくと、記録問題の早期解決につながるとおもいます。	平成10年4月の採用時に、基礎年金番号に統合されていない手帳番号があることを知り、受給権確保のためにも早期に解決する必要があると感じておりました。	マニュアルに従い、健康保険・厚生年金保険の資格取得時の届出により添付される、年金手帳により、基礎年金番号に統合されていない手帳番号を積極的に統合しておりました。 いま思えば、広報などを行いもっと積極的に統合処理を行う必要があったと思います。
3342	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません		年金額に直接反映する、受給権者のみならず社会保険全体にかかわってくる重大かつ重要な問題 テレビで報道されはじめた前後	氏名検索のとき、本来の読み方だけではなく、考えうる限りの読み方で検索をかけた。 出てきた記録の職種、何年頃、何歳頃と本人に伝え、思い出してもらうよう心がけた。 どうしても思い出せない方には、後日思い出したときに連絡してくれるよう伝え、 用紙も渡した。 新規採用者、再雇用者の基番有無の確認を徹底する。(090と010処理) 氏名フリガナ・漢字確認を徹底する。 国民年金口座振替者には、口座引き落とし前に預金残高の確認をお願いしたり、残高不足で引き落としができなかった方にはすぐに引き落とし不能の通知が届くようなシステムがあればよいのではないでしょうか。 国民年金口座振替者には、1ヶ月後の引き落としとなることの周知を徹底し 60歳後も口座に引き落とし可能な残高であることをお願いする。 算定基礎、月額変更届は必ず提出期限までに提出してもらい、遡り訂正がないよう事業主に指導を徹底する。 急激な月額変更の場合、変更された事業所ではなく、従業員に間違いがないか確認をとってみてはいかがでしょうか。
3343	地方庁	その他(社会保険事務所)	1)年金記録は基本的には被保険者または事業所の届出に基づくものであり、①届出がされない場合、あるいは②間違った届が出された場合、社会保険事務所等で追求するのが不可能である場合もあること(②の場合客観的に見て、明らかに疑義が生じるケースを除く。)。 2)厚生年金保険料の場合、事業所が誤った保険料額を被保険者から源泉徴収しているケースもありうること。(オンライン後は、保険料額については機械計算されるため誤った金額を請求することは、誤って届出とは違う内容で届書を処理するか、システムそのものに誤りがあったケースを除いて考えられない。)	1)組織のトップクラスにおいて(現場でももちろんであるが)(7)で回答した内容についてきちんと世間に説明すること(責任逃れではなく、きちんと誠意をもって)。 2)処理ミスのないよう、チェック体制を充実させること。 3)事業所に対しては、制度に対し周知徹底を図るとともに事業所調査を定期的かつ確実に行うこと。 4)上記を行うために必要な財源や人員を確保すること。	一方的に社会保険庁が悪いものと扱われていることに正直不満を感じていた。 採用時年金給付課に配属されたため、職場を変わるたびにこれまで持っていた年金手帳等を職場に提示せず、違う手帳番号が払い出されているという事実を当時から職場の先輩に教えられていた。そのため、請求書を受理した場合は名寄せを必ず行い、今で言う「宙に浮いた記録」をなくすよう努めていた。	お客様には、現状について極力平易な言葉で、誠実に説明を行ってきたつもりである。また「ねんきん特別便」の入念照会についても積極的に本人あて照会を行い、本人と確定できたものについては照会票の記入を求め統合処理を行ってきた(電話、文書、訪問による)。 反省点としては、年金問題が社会保険庁全体の問題であるにもかかわらずそれに対する認識に人によって温度差があったことがあげられる。全所体制で臨んだはずだが、年金給付経験がないから(多くは年金の再裁定につながることから)、自分の担当課所でないから、通常業務が忙しいからといって年金問題への対応に後ろ向きな声があった(一部であるが)のは事実であり、非常に残念なことである。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3344	地方庁	その他(社会保険事務局)	旧台帳に記載がある加入記録、報酬記録が実際の記録と不一致であること。(台帳の突合調査で整備することとなると思われる) 共済加入者であった期間(一時金清算済み)と厚生年金や、国民年金への二重加入期間があると思われること。 今回、特別便で、記録確認を行った中でも報酬の確認を行えばさらに、再裁定を行う必要がある方が相当いらっしゃると思われます。来年度から報酬確認を行い、さらに再裁定の案内を行ったときに苦情を生む可能性は、相当高いと思われる。	共済の名寄せ確認が行われているが、一時金清算済み期間についても、基礎年金番号で管理すべきであると思う	かなり、重大な問題だと思う。実際に保険料を払われた分に応じて年金額をもらっていただくことは、当然のこととしてきちんと支払ってあげないといけないと思うが、国民年金の保険料の納付については、国保の保険料と混同される方が多いと思われるため、整備の必要を感じる。	本人に対して、誠実に対応することが大事であると考え、なるべく時間がかからないようにすべての記録を確認し、再裁定が一度で済むようにと思って対応していました。しかし、調査対象者が多い中、早く回答をしなければならないことに対して、詳細な調査(報酬確認)などはできなくなり、かえって混乱してしまったように感じています。 清納事業所の処分票が残っていたらと思うことがたびたびありました。永年保存すべきものと思います。
3345	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	何度もお手紙をお出しすると迷惑がられたりお金の無駄遣いといわれることが多々あるので、お客様からの申出を待ちお調べするしか、方策はないと思います。	私が窓口お電話等で受けたものはほとんどご自身が当時年金に加入していたことを知らなかったり、名前や生年月日を会社のほうが間違えていたり、本人が変えてお勤めしていたりで、事務所のミスや作為的な記録の改ざんはほとんどなかったように思います。またテレビ等でほうどうされたり、省からの発表があるまで、何万件の漏れがあるとは知りませんでした。今後の私たちの生活にもかかわる重要な問題だと思います。	記録漏れで申出があった方には、納得していただけるよう記録を探し、みつかった方には早急にお手続きをおこなった。 また、自分の割り当てとして庁よりまわってきた分は、手紙や電話等で対応し処理をした。 書類の2重点検、入力後の数人によるチェック、再確認が必ず必要です。
3346	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録問題については、相当古い記録の正確かつ迅速な解明が求められているため、古くからの年金制度全般に精通している者(社会保険庁の退職者や市町村職員の退職者も含む)に、協力を求め、台帳の判読等の業務に従事させるべきと考えます。	今思えば、採用当時(平成8年頃)より、現在よりもはるかに質の落ちる年金電話相談対応や、マニュアルに沿わない業務処理がされたり、相当昔よりほんの少しの間違いが、積み重なったものが大きな社会問題として浮き彫りになったものと考えます。国民年金に関していえば、地方自治体の被保険者名簿等の管理もずさんだったと思います。 問題の存在を知ったのは、4～5年前かと思います。	より親切・丁寧・迅速な電話窓口対応と、マニュアルに沿った業務処理、知識の向上を心掛けました。 複雑化してる年金制度とオンラインシステムについて、その業務に携わる職員の知識不足と研修不足、年金業務に携わることの使命感の認識不足が反省すべき点だと考えます。 反省点ではありませんが、年金制度が複雑化し過ぎているため、頻繁な部署異動などで、担当
3347	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	今の取り組みをがんばるのみだと思います。	被保険者の方から言われない限り、統合することもできないと考え、仕方の無い問題だと思っていた。また、するにしても年金受給開始までに統合すればいいと考えていた。	もし統合できそうな記録があった場合「ほかにお勤めされたことはないですか？」と聞くようにした。言われない限り何もしなくていいと考えていたため起こったと思う。
3348	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	現在の取り組みを継続して、丁寧な回答が出来る体制をとればよいと思います。	年金請求の時に確認すればいいという考えのため起きた問題。年金給付課に配属になってからです。	年金裁定時には、未統合の手帳番号があるかどうか確認していました。現時点でみた場合の反省点は、現在の取り組みを基礎年金番号制度の開始時点から始めれば歳をとって記憶があいまいになる前に確認できたと思います。
3349	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在の状況では、ありません。	年金問題でさわがれている時にしりました。早くに解決しなければならない問題だと思いました。	お客様の話しをよく聞き速やかに解決しています。委託など知識のない者に対応させるのでわなく、時間をかけても職員にさせるべきだと思いました。今後二度と起こらない用のするには。
3350	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	現在の取組をできるだけ早期に完了させること。		年金記録と年金手帳管理の重要性のPRが不足していた。
3351	地方庁	社会保険事務所長	(1)被保険者名簿の氏名をオンラインに仮名氏名登録する際、常識では推し量れない仮名を附していること。 (2)当時では払い出されていないはずの手番が記入されているケースがあること。 (3)北海道ではインク文字のため、文字の一部が消えてしまい別の文字に読んでしまう間違いを起しやすくなっていること。 (4)名簿の破損部分をセロテープで補修していたため、セロテープが乾いて剥がれ落ちる際に文字の一部も剥がれ落ちていること。 (5)レアケースではあるが、就職時に年齢を偽り、兄の名前や生年月日、母親の名前を使用し加入していた例もあること。 (6)被保険者が仕事をしていた場所は親会社の工場であったが、採用は下請け会社であった例も多くあること。(炭鉱、工場、水産加工会社に多く見られるケースではある。) (7)被保険者名簿は、達筆、悪筆が多く、判読する能力がいること。 (8)GHQ、配給統制組合等の特殊な事業所における加入期間を調査する場合、担当する職員(若い職員や素人)に説明しても理解してもらえないことがあること。	(1)被保険者名簿、旧台、原票、失権原簿、マイクロがどのように関連して存在しているのかを知っている経験者の知恵を借りられれば、全件とは言わないが、限りなく最後の1件までチェックできると考えている。 (2)被保険者記録を本人に思い出してもらうため、「話のテクニック、昭和20年代、30年代の出来事の知識」を有している人材を一人でも多く集める必要があると考えている。 (3)特殊な事業所の調査では、独特な「勘」を働かせなければ特定できないケースが多くあり、担当する職員(社会保険事務所の若い職員や素人の民間人を想定)に2年、3年教えても理解してもらえないと思われる。この解決策は経験者に頼るしかないと考えている。 (4)体制で考えると、仮に500人体制で10人50班とすると、10人の中に1人の経験者が入っていることが理想的であると考えている。	(1)被保険者名簿をコンピュータ登録する際、仮名氏名を当時の免許証読み(田は「タ」とのみ読み、中は「チュウ」とのみ読む、とすると田中という苗字の仮名氏名はタチュウ」と読むこととなり、漢字変換も容易であった。と記憶している。)を提案したが、北海道(正しくは事務所段階であったと記憶している。)で没にされた。提案が通っていれば、これほどの膨大な作業にはならなかったのでは思っている。年金記録問題を意識していたわけではない。 (2)北海道では、昭和59年か60年に被保険者名簿をマイクロ化したと記憶している。その際、被保険者名簿の原本は廃棄せずに残すよう徹底したはずであったが、いつの間にか廃棄されていた。マイクロでは見つけられなくとも、被保険者名簿の原本では発見できるケース(当時、両方で期間照会に対応していた経験がある職員は、このの感覚が理解できるはずである。)があった。将来の期間調査ではマイクロだけでは問題が発生する可能性があることを認識していたわけです。 (3)平成3年から平成5年まで期間照会を担当した際、過去の調査回答がいい加減な内容であったことを被保険者からの苦情で再調査した結果として知りました。また、調査する職員が被保険者記録管理の歴史も知らず、かつ、マイクロだけに頼った調査しかしていない事実も知りました。転勤時、後任に注意点等を記録として残しましたが、それが引き継がれたか否かは判りま	(1)前記(1)については、提案が却下されて終わりました。自分でも提案が正解か否か判断できていなかったことと、最後は、保険課か職員団体で没にされることは判りきっていたことがあったと思っています。最近まで、このような傾向は続いていました。職員からの提案や提言に対し、面倒なことには巻き込まれたくないからか、提案者が気に入らないからか、理由は判りませんが出された時点で却下されていました。だんだん提案・提言が少なくなっていた原因です。私も提案しなくなった一人です。 (2)社会保険事務所の職員として、被保険者名簿の廃棄を知らなかった。廃棄されたものは元に戻せない。現在あるもので対応せざるをえないのは当然のことである。情報の共有が図られていなかったことを深く反省している。 (3)要領やマニュアルを作成して後世に残すべきであったと反省している。しかし、自分としては後任に引き継いでいたので多少の安心感はあった。それが、さらに後任に引き継がれ、若い職員にも引き継がれ、年金請求時の被保険者記録の念押し確認に繋がらせることができたのではと反省しています。
3352	地方庁	社会保険事務所課長級以上		高齢受給者を、最優先とした取り組みが必要と思います。		
3353	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3354	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません			
3355	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	莫大な作業となりますが、現在進行しているコンピューターと被保険者台帳の突合作業を今後も行うべきと考えます。	基礎番未登録の手番のことは、問題になる前は年金裁定時に登録をすればよいと当然のように考えていました。しかし、国民年金でいえば被保険者台帳と被保険者名簿、本人領収に相違があることがこれほどまでに散見されたことに驚きを隠せません。	申し立てを行ったお客様にはとにかく丁寧な対応を心がけました。また、これまで、ねんきん特別便のような資格と納付記録のお知らせを国民の皆様に行ってきていなかった国の責任は大きいと思います。
3356	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	公表されている以外はありません	郵送で送られた「ねんきん特別便」の照会申出書の事業所名、所在地については、相当な年数を経過していて記憶があいまいな中で記入されている事例が多くあります。 未記入のものでも類似事例など電話での照会などで、確認することできるものは良いのですが、照会票に書かれている内容が不足している事例が多くあります。 短期間に集中的に行なう計画と聞いていますが、期間照会には、熟練が必要となる現実がありますので、ある程度時間をかけて行なっていく必要があると思います。	いつごろかという時期ははっきりしませんが、年金の相談を受ける中で未統合期間があって、再裁定を行なわざるを得ない事例を受けたこと、国民年金記録は、膨大な手作業の中でオンラインへの切り替えが短時間で行なわれたため、マイクロフィルムに基づき収録データの補正を行なわなくてはならないことなどで、問題意識を持っていました。	組織全体として特別な働きかけ行動はありませんでしたが、国民年金の切り替えに当たり在籍した事務所で市町村のデータとの突合せを行ないました。 手作業で多く行なわれていたわけですが、要員が不足しているなど状況にあったわけですが、二重チェックなど点検を行なうデータを大切にしていくことがかけていたものと思います。
3357	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	厚生年金保険の記録調査等については、全国適用事業所検索システムの構築や被保険者原票照会(080)がスピードアップされ、他県の調査も対応が可能になってきましたが、年金記録問題に係る処理状況においては、全国各県進捗には少し差があるかと思われます。無理かと思われますが、ブロック単位でもいいので、進んでいる県が、遅れている県をフォローして処理を進めることも早期解明に向けて加速するように考えます。	年金記録問題がマスコミ等で取り上げられたときは、年金給付や期間照会等の業務経験が無かったので、これほど大きな問題になるとは思っていなかった。ねんきん特別便等の対応することで、お客様には、大変なご迷惑をお掛けし、不安をもたらしていることを認識しました。お客様の不安を解消するため、また「信頼回復」のためには、お一人でも多くの方々の記録を早期に解明していくべきだと強く感じました。 実際、年金給付、期間照会等の業務経験が全く無かったのですが、厚生年金・国民年金それぞれ番号を持っておられる方や転職を繰り返したりで複数の番号をお持ちの方、旧姓で番号をお持ちの方の記録がきっちり管理されつながっていくものかなと、在籍中には感じていましたが、年金記録問題の存在として意識したのは、平成19年度マスコミ等で取り上げられるようになってからだと思います。	お客様からのねんきん特別便送付等の照会では、窓口対応や電話対応において、十分に本人から申し立て期間等の聞き取りを行い、WMで調査できる範囲の記録はお示しして、十分に納得して帰っていただくように心掛けました。また、窓口で記録が判明した場合は、統合処理、資格訂正等の補正の即時処理を行い、特に受給者の方には、遡及した年金をできる限り早く受け取ってもらえるよう意識しながら再裁定等の対応を行いました。 期間調査等の処理においては、お客様からの申立てのあった事業所・期間が必ずあるということを意識し、一件でも多く処理することが、お客様から信頼を得られるという思いで積極的に取り組んできました。 この問題の反省点については、まず年金受給が始まるまで、保険料の拠出ばかりで、お客様からお預かりした保険料(記録)が将来年金というお金につながるという職員の意識が低かったと思われます。記録の管理は、お客様自ら管理するものだという行政例の大きな勘違いがあったと思われます。また、台帳、被保険者名簿等への記載誤り・漏れや統合帳等からオンラインシステム切り替えが移行されず、記録管理がずさんであったということ。公的年金制度発足時から番号の一本化という法整備ができていなかったことなどが考えられます。
3358	地方庁	社会保険事務所長		問題が大きすぎ、具体的な方策を個々に挙げることは難しいですが、早期解決のためには、知識のある人員・経費の確保が不可欠と考えます。	社会保険庁の社撰な記録管理とあわせ、数十年の年金制度の歴史の中で、さまざまな時代背景等や、年金記録に対する職員や国民の意識の低さがこのような年金記録問題を発生させた一因であると考えます。政府・国民が一体となり解決しなければならない問題であると考えます。	国民の皆様の申し出を的確に把握し、個々のニーズにあわせた対応を誠意を持って行うよう心がけています。
3359	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	社会保険庁の記録との多少の差異については、政治的判断を示していただき、一律に訂正することも必要な場合もあるかと思います。	本来、ご本人が保険料をかけた期間については、当然その全ての期間についての年金を受けていただくことが必要かと思います。	年金手帳を複数もっている方に対しては、手帳を大切に保安し、できるだけ早く重複取消するよう説明してきました。 今後、資格取得時に年金手帳を重複して払い出ししないことが必要かと思います。
3360	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金についてですが、以前は現年度は市町村、過年度は社会保険事務所の管轄になっていましたが、現年度も社会保険事務所の方に移り、市町村のデータも全部社保へ送られているということで、データの廃棄の文書が庁から出たと聞いています。これは大きい問題だと思います。今は市町村の協力のうえ年金記録問題の解決に取り組んではいますが、昔は民生委員が徴収に来て支払っていたのに未納になっているという申し出もたくさんあります。昔の市役所のほうにも問題があるのに、社会保険ばかり住民からの批判を受けている気がしてなりません。	今以上に市町村の協力してもらい取り組んでいくべきです。	育児期間中にテレビや新聞で報道されて知りました。でもそれ以前に厚年の期間照会の事務を担当している時に、昭和30年代のマイクロなどは非常に見にくく、空欄の部分もあったりと、昔の手管理時代の悪さには驚きました。すでに退職されている方達に大きな責任があると思います。	さがせられる限りは徹底的に調査していました。手管理からWMに移す際、依託業者がきちんと氏名のふりがなや生年月日等の確認していなかったことに問題があり、反省すべき点だと思います。
3361	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	なし	消えた年金ではなく、基礎年金番号に構築した時点で、統合されていない年金手番が多いだろうと、平成9年1月以降は認識していた。 現在のような、旧台帳や切り替えミスがあること、2万件等は、問題化されるまで存在を知らなかった。	基礎年金構築後の対応は、折に触れ判ったところで統合するという、当時の通知文だったと、記憶しているが、年金給付担当当時は、履歴のもれているところの年金について、確認し、必ず、氏名検索(旧姓も)を行った。 基礎年金構築時に、もっと積極的に、回答はがきを提出してもらう、努力が必要だったのではないかと思う。 また、記録に、個人の住所の登録(厚生年金)がないことが、致命的ではあると思うが、紙媒体を使用していた時代背景と、住民基本台帳ネットワークシステムがない時期を考えるとそれも仕方がないことかともおもえる。しかし、電算化の時期に、予算を確保して、紙から電算化をすすめ、長いスパンで、ご本人確認の作業をし、再裁定をしていれば、一時期の集中は避けられたのではないかと思う。
3362	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金の記録が正しくないものを正しくすることは当たり前のことだが、現在年金の受給者は配偶者加給金、振替加算、雇用保険との調整など複雑な用件審査の上で年金が受給されているため、年金の記録が見つかり追加されても金額が増えるとは限らない。見込み額を計算して初めて確認できることだが、専門的な知識が必要だったり、配偶者の年金との関係や他制度(恩給や労災・雇用保険)まで影響がでることもありうる。 今の年金制度の給付を適正にすることは必要ではあるが、年金記録判明が、本人の年金に有利になるとは限らない事例が数多く出ていることも現実にあることをどう考えればよいのか。	相談窓口で多くの方が今の年金制度が複雑でわかりにくく、年金額が低いといわれます。年金制度を判りやすく(たとえば雇用保険との調整をなくすとか配偶者との年金の加算をやめるなど)することが必要だと思います。	オンライン化前の時代のデータ管理と番号の制度不統一の処理相談対応や年金請求時の確認の不十分だったことなどが原因と考えられます。 採用されて何年かはまったく問題に思いませんでしたが、基礎年金番号制度ができたとき、資格照会の仕事をしたときには問題が大きいと思いました。	資格照会の時には被保険者本人が申し立てていることに正確に回答することが自分にできることと思って対応しましたが、ご本人が申し出しないと何もできなかったことが反省点であることと、自分が知識不足で勉強が足りなかったと思っています。
3363	地方庁	その他(社会保険事務所)			宙に浮いた5000万件として浮上し制度として問題化した時初めて知った。 事務処理上、記録等の漏れの、存在はあると認識していたが、あくまで、個々の漏れ、個々の処理誤りとしての認識の範囲でした。	個人として防ぐことのできる問題ではなく制度、処理体制全体の見直しが必要。制度の簡素化と被保険者への啓蒙活動も大切では。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3364	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	まず、被保険者名簿や原票の記載事項と、ウインドマシンに入力されている記録について全て見直す必要があると思います。 特に事業所整理記号の入力誤りや、取得や喪失年月日の入力漏れなど、ウインドマシン上の不備が多すぎると思われます。 また、被保険者名や生年月日など、(失礼な言い方かもしれませんが)いい加減に入力されているとしか言いようが無いものも多数存在します。 まずはウインドマシンの記録を紙台帳と突合する必要があると思います。	平成初期の頃、厚生年金保険の期間調査業務に携わっていた当時から、事業所整理記号の入力誤りや、取得や喪失年月日の入力漏れなど、ウインドマシン上の不備については苦労しておりました。	まずはウインドマシンが始まった時に、記録を登録する際、きちんと行うべきだったと思います。 確かに紙台帳も古かったり、字が読めなかったりとご苦労はあったかと思いますが。 当時は基礎年金番号というものが無く、厚生年金と国民年金はそれぞれ別の番号となっておりました。職員ながらにも一つの番号でいいのにと思ったこともありました。平成7年頃から基礎年金番号が始まりましたが、少し遅すぎたと思います。もう少し早め(例えばウインドマシンが全国に行き渡った時)に基礎年金番号ができていればと思います。
3365	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	年金業務は専門性の高い業務なので、年金記録問題を早期解決するために新たな人員を増やすのであれば、事前に大学校での研修を十分に行う必要があると思います。 理由は、各県に人員を配置するだけでは、職員が採用になった都度、現場でいちから教育する時間を割かれ、スムーズな業務が行えないと考えます。 参考までに、税務署では新規採用職員に対し、事前に研修を十分に行ったうえで現場に配置すると聞いております。 今までも初任者研修を実施しているところですが、マニュアルを含め業務面での十分な研修が重要であると思います。	年金手帳番号を複数持っている人が多数存在することは、以前から認識していましたが、基本的に年金裁定請求時に記録統合を行っていたので、世間で言われるような「消えた年金」という認識はしていませんでしたが、平成9年の基礎年金番号導入時に十分な確認を行っていれば、これほどの問題には発展しなかったかもしれません。	裁定請求時に整備すればいいという点が反省点であると思います。
3366	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。		まさか、そのような重大な問題があったとは、にわかには信じられなかった。 と同時に、国民の皆様の大事な記録を預かるものの一人として、大変申し訳ない気持ちになった。 この問題の存在を知ったのは、新聞、テレビ等のマスコミ報道によってである。	まずは、この問題について猛省し、そのうえで国民の皆様に懇切丁寧に対応のうえ、一刻も早くこの問題が解決するよう、全力で取り組もうと思った。 今回の問題については、職員一人ひとりの法令順守の意識が希薄だったことや、本庁のガバナンスが働いていなかったことが大きな原因であると考える。
3367	地方庁	社会保険事務所長	厚生年金記録統合エラーリスト(事故リスト)の処理について [redacted]当時標記リストが記録統合の度に全国の社保へ照会補正処理目的で発送されており、[redacted]A3版サイズのリストが毎月500～1000枚程度発送されておりました。 しかし当時の職場内では全国オンライン化反対のスローガンのもと、自治労国賃の指示にて、職員組合加入の組合員は絶対に処理しないとの統一行動をとっておりました。 そこで、非組合員であった職員[redacted]等が、勤務終了後に自主的な事務処理をおこなっていた状況にあります。その結果、厚生年金適用担当者は自分自身の間違った厚生年金記録進達について、その発生原因等について理解や関心はなかったので、誤った厚生年金記録進達が多発していたのが実態であります。 その後、いつの間にか事故リストも来なくなり、基礎年番導入や氏名の漢字化に対応することで手一杯の状況となり、私自身も、既に年金記録統合は完了したものと考えておりました。	本庁(業務センター)は例え何年かかっても全ての記録を完全統合するべきであったと思います。また完全統合に向けて、本庁(業務センター)は未統合記録の実態を地方庁へ伝達し、組織を挙げて完全処理を行うべきであったと考えます。	上記したように、事故リストが来なくなったので年金記録は完全統合したものと思っておりましたが、平成19年6月に、一連のマスコミ報道で5000万件の存在を知りました。	[redacted]年金記録問題で来所された莫大な数のお客様に対して庁舎内での漏乱を防止すべく、待ち時間短縮と確実な対応を心がけて部下職員を指導し事業運営に当たってきました。 反省点としては、短時間に大量の特別便を発送するのではなく、ある程度時間をかけても、確実に来訪相談等が受けられるように発送件数について配慮するべきであったと考えております。
3368	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に存じ上げません。	期間調査については、今まで特にメインの仕事として扱っていなかったため、代々の引継ぎがうまくいっていない、また事務所ごとの特色みたいなものがあるため経験者等に研修をお願いしたい。	電子化された後については、紙台帳の記録もコンピューターデータにあるものと思いがちで、コンピューターに登録されていない記録が多数あることを今の記録問題で認識した。	電子化されたデータは間違いないものと認識して、期間調査の業務をなおざりにしてきたと思う。電子化されているデータも間違いがあり、すべてのデータがコンピューターに登録されていないことをもっと周知するべきだった。ただ、電子化したときにもっときちんと確認するべきだったと思
3369	地方庁	その他(社会保険事務局)	厚生年金に加入すると、年金が支給停止になることから本人が希望せず、未加入となっているケースはよくあります。そのために会計検査院が毎年、年金受給者を対象に検査を行い、法的に可能な最大2年間の遡及取得を行ってきたと思います。特別便で判明した記録を見ていると、明らかに適用逃れをしてきたと思える年金記録でありながら、当然のように時効特例が適用され、社保庁だけが悪く言われることに、歯がゆい思いがしています。 このことについて、会計検査院がどう判断しているのか、コメントは無いのでしょうか？	年金記録問題が、加入者側の問題で発生しているケースがあることもきちんと報道していただきたい。	昭和50年の在籍当時は、毎年、すべての事業所を対象に算定基礎届提出時に出勤簿、賃金台帳を確認していましたので、適用漏れがあることは認識していました。取得漏れや報酬の相違を発見した場合、届書は事業所の担当者に説明のうえ、保険料の本人負担の関係などで、すべて遡ることはせず今月からといった対応を行ったケースもありました。取得日が違うといった申し立ての中で、年金記録が7月や8月の中途になっているものは、本人了解のもとに算定基礎届の調査日で加入させたケースではないかと思っています。	後に算定届の調査は廃止となり、郵送受付になりましたので適用漏れは更に発見されにくくなっていると思います。特に適用拡大の取り組みは、少数の職員では対応しきれず、法的に整備がなされなければ今後も改善されないのではと思います。
3370	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	年金問題が発覚してから。	一件一件対処していった。 不用意に国民を不安にさせる報道ばかりが流れたこと。
3371	地方庁	その他(社会保険事務局)				
3372	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。		転職を繰り返して手帳番号をいくつも持っている方が、裁定請求時に全加入期間分を確実に受給出来るのか、加入していたのに記録が統合されていないためにもらえない期間があれば問題があると思っていました。時期は20年ぐらい前だと思います。	年金相談時や裁定請求書の審査時に年金加入歴に未加入期間があれば、お客様に対して他の年金手帳をお持ちか？および職歴等を確認し、他の年金手帳番号が判明すればその時点で重複取消届等を提出してもらう等の対応をしていました。 年金手番をいくつもお持ちの方が多数いたこと、および記録の統合が出来ていなかったことが一番の問題点と考えております。 反省点は、そういった問題を組織的にとりあげて解決を図ろうとしなかったことと思っており、今後においては、問題意識を持った時に上司等と問題を共有化し解決に向けていきます。
3373	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		基礎年金番号制度が始まった時に、すべての統合が不可能ではないかと不安がありました。しかし、年金の請求時にしっかりと本人に記録確認ができればよいと認識しておりました。	年金請求が金融機関の代行請求や郵送での請求等が多くなり、疑重複記録等について、窓口で本人に確認する機会が少なくなり、結果、統合されない記録が増えてしまった。 基礎年金番号制度の発足時において、すべての被保険者(受給者含む)に年金記録の確認、疑重複記録の有無等の案内をするべきであったと思います。 また、現在のような年金定期便のようなお知らせが必要であったと感じます。
3374	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	制度発足時期、制度の変遷、事業所勤務期間と社会保険適用の違い等についてPRが必要と思われる。	基礎年金番号制度が始まった際に被保険者に年金記録の統合についての案内をしていた。その当時はあまり関心がないような状況であった。結果的にこのような問題となり非常に残念であ	厚生年金の場合、職歴確認が必須となるが、国民年金のように住所等本人確認できる方法があれば統合も進んだと思う。
3375	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	記録の正確性という観点から考えると、紙台帳(マイクロフィルム)との照合しか策はないと思います。 また、積極的に報道機関を利用して情報提供をした方が良いと思います。	年金裁定請求時に、ご本人からの申出により記録を確認調査していたので、もれるという認識はありませんでした。 また、今回の記録問題において、一部旧台帳の記録がカセットに収録されていないことをしりました。	基礎年金番号を取り入れた時に、他の手帳番号をもっと積極的に統合処理すべきであったと考えます。 また、報道機関に対しても、聞かれたから答えるのではなく、積極的に正しい情報を答えるべきであったと考えます。
3376	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	これと言った方策は思いあたりません。 個々人の記録は全てデータ化されていると思っていますが、そのデータと紙台帳との突合が最終手段であると思っております。	社会保険庁が保有する年金記録で個々人の一生涯の年金が決定される。 約5000万件の宙に浮いた年金記録。年金特別便が一人ひとりに配布されその内容に基づき相談を行い、改めて記録の統合漏れ等の多さにびっくりした。 正しい年金を受給できずに亡くなった方もおり非常にお気の毒ではあるが、この年金事務に携わっている私たちは勿論、国民全体の問題として国民からの協力を頂きながら取り組むべき問題であると考えます。そのためには年金特別便に対する回答を頂戴していない方を中心として更なるPRが必要と思っております。 この問題を知ったのは、この年金記録問題の報道がなされてからです。	早期解決は非常に困難な問題。地方庁の現場職員としては相談にいらっしゃったお客様一人ひとりの疑問に対し思切丁寧な説明を行い、地道に解決する方法しかありません。 たまに疑問を抱くような報道がなされる場合があったように思います。 国民が混乱しないように正しい報道がなされるよう報道機関等に対する配慮が必要と思われます。
3377	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	「特別便」「定期便」の回答を要する方について回答を100%回収。 回答において「漏れ等あり」の方について1件々十分な調査のうえ回答。 調査確認は職員の知識レベルにより記録があるにもかかわらず見つけ出すことができない場合が多々あるので職員のレベルアップ。詳しいマニュアルの作成、場合によっては県、事務所毎に。	昭和57年に採用され、これまで事務所の業務課に何度か配属されましたが、重複取消しの多さ、年金手帳再交付の多さに驚かされたのを覚えてます。これも自主的な届出でなく、再就職する時点で就職先から求められるなど、必要に迫られて手続きするのが大半でした。手続きの際、お客様に勤めた経歴等を伺っても覚えていない方も多かったので、その時点で、将来、年金を受給するようになったとき、期間もれが発生する方が発生するのは容易に想像はできました。 また、年金給付課の職員との話のなかで年金請求など各種届出も法的に届出主義となっていること、職員から同姓同名の記録があるからといって安易に情報を与え、本人が記憶が定かでないなか本人が勤めていた申出し、記録統合を行った場合、後に他人の記録であったことが判明すれば、もっと大変な問題になると聞き、被保険者の皆様に手続きを適切にしていただくことを期待する以外どうしようもないものと思っておりました。 我々、行政側に記録管理の漏れ等が想像以上にあったことについては平成19年の記録問題発生以後に知りました。	採用されたときから、記録問題発生まで、会社の事務担当者或は被保険者等と年金について話す機会有るごとに、年金手帳が2冊以上ある場合は早急に1冊にまとめる手続きをとること、手帳の中に職歴等を記載する欄に過去の記録を記載しておくこと、将来、納めた期間全てについて確実に受給できるよう手帳は失くさないように大切に保管しておくことを説明してきました。 記録問題発生以後は業務中はもちろんのこと、業務外においていろいろな方とお話する折には、「ねんきん特別便」「ねんきん定期便」の話を持ち出し、必ず確認し疑義があれば社会保険事務所等に相談していただくよう努めています。
3378	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金について多数の未統合の記録の存在	厚生年金については、資料のあるものが大部分ですので払い出した番号一件一件の確認をして、勧奨ができればと考えます。	厚生年金記録について年金記録問題の発表がされてから事実を知りました。 国民年金についてはカセット記録との照合で不突合となるものがあることを、業務の中で確認していました。平成15年頃	国民年金の記録で力セット記録との照合で不突合となるものにはそれぞれ原因がありその経過を調べ被保険者へ説明をすることが業務の一部とだけ考えていました。過去の収納から記録整備について、資料で確認し、伝えていけていればと考えます。
3379	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	地道に少しずつ確認していく以外にないと思います。	個人個人の年金額に影響を与える問題であり、重要な問題であると認識していました。年金手帳の重複をひとつの番号に統一する業務、及び年金相談等で、本人が持参されている手帳の記録以外の勤務先事業所名等の申し出等があったとき。	与えられた業務において、精一杯の対応をしました。住民票に基礎年金番号を記載するなどして、年金手帳に対する認識を高めてもらう必要があると思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3380	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	過去の台帳の再確認	職務の怠慢により発生した問題	処理の正確性の重視。 職員の権利意識が高すぎた。職務よりも職員の権利を優先するような風潮があったことが反省点として挙げられる。
3381	地方庁	その他(社会保険事務所)		ひたすら人員と資金を投入して、こつこつやっていくしかない。	氏名や生年月日が入力されてない厚年記録とかが見受けられたので、このままほっておくのかと思った。	カセットを開く依頼をしたり、その時点で出来る限りの事をした。 オンライン化のシステムを作成する際の人員と予算が不足していたか、担当者(それも相当の数と思うが)が記録の重要性を認識していなかったか。 どちらにしろ、当時の社会保険の中枢と適切な予算を配分しなかった大蔵省の責任と考えられる。 来年度から莫大な予算で解決に努力する事になるが、当時に金を使うべきだった。
3382	地方庁	社会保険事務所課長級以上	これまで以上のことは存じません。	年金制度の周知を徹底して行うべきと考えます。マスコミの流した一部情報で考えている被保険者や受給者が多いことから、制度(国民年金の任意加入、3号納付が厚生年金からの拠出など)に関する広報を徹底して行うことで、少なくとも現制度内で一部不安の解消になると思います。 また、記録問題において、現時点でもなお、カセット記録といわれる旧台帳の不整備記録があります。このことは、本来すべて整備されているはずで、社会保険業務センターが早急に全記録の対応をすべきであり、記録確認にも迅速に対応でき、おおいに役立つと思われます。	記録整備を要する年金記録が多いことに気づいたのは、記録調査業務に就いた平成5年でした。そのときにもオンライン化で記録整備はなくなるといわれていましたが、これから取り組んでも10年以上はかかると感じたことを憶えています。改善された点もありましたが、この問題は、年金請求時に確認することで、かなり対処できるものと考えています。受給者が思い出せないこともありますが、名寄せを徹底すれば、記録の確認は出来たものと思います。職員の技量とも言われる部分になるかもしれませんが、対応者のスキルの安定化をはかり対処すべき問題と認識しています。	この問題では、出来るだけ本人に思い出していただけるよう語をしたつもりです。ただ、業務時間内で対応できないものもあり、それが回答出来ていないものも多数あります。これらの対応を早急に解決したいですし、反省点でもあります。 この問題に関わることを、他人事のように認識する職員もいるようですが、自分自身のこととして対応し、組織全体で解決するといった認識で対応したいと思います。
3383	地方庁	社会保険事務所長		1件づつ時間をかけて調査を実施することが一番の方策だと思います。	記録の統合漏れと認識していた。 この問題が存在することは基礎年金番号が設立したときに他の手番がある人に統合をすすめていたが、当時統合しなかった人もいたので年金請求時にはなくなるだろうと考えていた。しかし、5000万件が宙に浮いている新聞・テレビ報道で愕然とした。	この問題のについての反省点は以下のとおり ・オンライン切り替え時に委託業者に入力させたがチェック漏れがあった ・各個人が手番をもっているから、氏名入力しなくても特定できると思い込み氏名入力をしなかった ・各個人が勤務した会社名は本人の記憶にあると判断し事業所記号入力を省略してオール0表示にした。 上記の点全てきっちりやっていればこの問題は発生しないと思う。また、入力不備なものについて、当時社会保険事務所へ回送し入力補正していればこの問題は防げたと思われる。
3384	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。詳細や件数等は定かではありませんが大まかについては新聞等で報道されている限りだと思います。	まず、対応する職員等に対して詳細な処理要領を示すことが必要だと思います。一応の処理要領は示されていますが、おおまかな処理過程に関しての要領に思えます。記録等の確認の方法や統合する際の記録の補正の方法、保険料の遡付等にかかる処理要領など、以前から行っている業務ではありますが、その処理に関しても詳細では各県で誤差があります。採用県から他県へ出向してあらためて強く感じました。窓口目線での処理要領(○○要領の○○ページを参照などではなく)を全国で統一することが必要だと思います。 また、特別便等は当然ながら対応する職員も初めて行う業務であり、不安もかなりある中であらゆる事に手探りで対応を行ってきました。喫緊の問題解決が必要だとは思いますが。対応する窓口にも届いていない情報が、先にワイドショーなどで報道され、来客された方に指摘された事も多々ありました。まったく準備期間がない状態での対応では、更なる事務処理誤りの温床になりかねません。事務所等に情報を早めにおろしていただき、多少の準備期間があったうえでの対	来統合の記録に関しては採用され、仕事を始めたときから存在は知っていましたが、当時はそれほど問題意識がなかったように思います。また、取り扱い上も裁定請求の際に本人に履歴を確認してもらい統合するといったことが主流であったように思います。	本来、私たちが仕事をする上では、法律・条文・取扱要領等を参考に業務を行っています。当然、法律や取扱要領などにないとこは、するべきではないと思っています。職員の判断のみで氏名の追加や統合などはできません。日々の業務があり、上記のとおりあまり問題意識がない中での対応はできませんでした。 経験年数が少なく、具体的な経過については勉強不足な点がありますが、今回の年金記録の問題については、機械化・基礎年金番号化の際に十分な調査や被保険者への周知が不足し、制度改正のたびに十分な対応をしてこなかったことが一因だと思います。基礎年金番号通知書の手番報告用のはがきを提出されていない被保険者の方がほとんどでした。
3385	地方庁	その他(社会保険事務所)		お客様の目線に立ち、国民の信頼回復のためにコツコツと実行する以外ないと思う。		
3386	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	申し訳ありませんが、良い案をお示し出来ません	メディアに騒がれて知りました	地道な作業が必要と認識しております
3387	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	専門家(OB職員・社会保険労務士)等を大幅に雇用して専門的に取り組む。	認識していませんでした。 年金記録問題が発生したとき。	この問題で当所に来所されるお客様に親切で丁寧な対応を行った。 中央と地方との意思の疎通ができていなかった。
3388	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。		基礎年金番号への未登録の存在が公表された際、古い記録を中心に、未解明のまま残ることが懸念されました。 平成18年5月の国年免除の不適正事務処理問題が表面化した際、過去に翅町(現千代田)社保における標準報酬をめぐる裁判事例から厚年の記録にかかる問題(後の標準報酬月額の遡及訂正にかかる事案)として顕在化していくことが考えられました。	年金記録問題に限らずのことですが、事務処理を行ううえで、「何かおかしい」、「こんなことをしても大丈夫なのか」と感じながらも「周囲の職員もやっているから」あるいは「上司の指示だから」というイエスマン的な思考のもと、疑問をもつ意識が低下していき、いろいろな問題発生に繋がっていったものと感じています。 ハード面で、問題を生じさせない処理システムを構築する一方、各職員が事務処理を適正に行うという意識を常に持ち、広く法令遵守についての認識の徹底を図っていくことが重要であると考
3389	地方庁	その他(社会保険事務所)			①基礎年金番号制度となった平成9年1月以前、本庁で研修を受けた職員から、「氏名・生年月日・性別・住所が完全一致でないと自動統合されない。住所の枝番号の表示が違うと統合されない。」と伝達研修で聞きました。 ②年金手帳で基礎年金番号以外の番号が確認できても、統合処理はすべきではなく統合届の勧奨のみを指示されました。 これでは記録統合は進まないと言いましたが、最終的には年金請求の時にわかることだからその時に統合できると他の職員から説明されました。 基礎年金番号導入当初、未統合の記録は問題があるとの考えを社会保険庁自体が持っていなかったと思います。	厚生年金適用課の係長になった平成10年、基礎年金番号以外の番号があると思われる方には積極的に問い合わせをして統合をしていたところ、上司から「スタンドプレイだ。他の職員とやり方を合わせるように。」と注意をされました。 自分のやり方に他の職員が合わせてくれると期待しましたが、私のやり方が非難され、できなくなりました。 現在ではこのようなことは絶対ないはずです。 未統合の記録は問題であるとの考えを持っている者があまりに少なかったのだと思います。
3390	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	WMの記録に反映されていないマイクロ収録記録が相当数残っており、この解消についても相当時間がかかるものと思われる。また、既に死亡した人や痴呆等で昔の記録がまったくわからない人なども多くいると思われる。このような人に文書を出しても反応がない人がいる。最終的に事務所から出かけて行って聞き取り等で話をしても特定に至らないケースも多いが、現在の本人の記憶や家族の記憶便りでは解決しないと思われる。認定条件の緩和も別人の記録を収録する可能性もあり難しい。	年金記録に漏れがあるということは台帳方式で統管理していた時にある程度予想はできたし、WMで021一1などで未収録の記録があることから相当数あるとは思っていたが、本人が年金請求時にきちんと申し出ることと、氏名検索などでしっかり調べればある程度は防げると思っているが、機械化になる前などは対応した職員の調べ方や検索の仕方で漏れていても発見することはできなかったと思う。問題はその状況にあることを事務所・社会保険庁が気づいていてもそれを制度発足時から放置してきたと言わざるを得ない。組織の根本的な認識の甘さが招いた問題であると考えている。事務所に異動になり実務をやり始めた頃からそういう問題はあるとは考えていましたが、規模がこれほど多いとは思ってもいませんでしたが。	制度発足時から今までの過去の事務処理の方法がどのような方法だったのかが私自身も知らないこととかあります。特に戦時中や終戦直後の状況や旧令共済、旧三共済との関係や歴史がわかりません。50歳を過ぎた私でさえそうですから若い職員はなおさらわからないことだらけではないでしょうか。専門的な研修が必要です。また、特別便・定期便も実施することだけに追われて実施前の十分な研修が不足していたのではないでしょうか。
3391	地方庁	社会保険事務所長	今のところ、これと言って特に思い当たるところはありません。	早期の解決が必要ですが、問題が多種多岐にわたっていることから、地道に一つ一つ解決していくことが必要と考えます。	過去に私自身が業務課、国民年金課に在籍していた時に、被保険者や事業所の担当者に対して、将来、年金を受けるときに記録がもれる可能性もあることから、必ず、年金手帳(被保険者証)は一人1冊(枚)で、持ち歩くよう新規適用事業所説明会等を通じて指導してきたところです。ところが、平成9年基礎年金番号が付番されたとき、現実には、幾つもの手帳を持つた方がおられ、庁の統合作業計画が進められていくなかで、マスコミ報道にて、大きく取り上げられたことから全容を知ることとなりました。	記録問題については、想切丁寧な対応が必要なことから、電話、文書による通知だけではなく、人員的制約があるものの、ケースによっては訪問による説明等が必要と考えます。 また、今までの申請(申告)主義の考え方を、完全に一掃する必要があると考えます。
3392	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に思いつきません。	残っている資料を電算化していると聞いていますので、その資料を徹底的に地道に突合していくことだと思います。 また、そのための専門の部署を設けることだと思います。	年金記録問題と当時認識していたわけではないが、昭和50年代頃、厚生年金保険の資格取得届提出の際、年金手帳を添付していただくのに苦労した覚えがあります。(手許にあっても提出されない、既に紛失している、再交付申請を記入されないなど事業所の担当の方も苦労されていました。) また、そのことにより厚生年金保険の番号が多数発行されても、いずれ年金の請求の時には、わかるだろうとの解釈で、社会保険事務所側も徹底して年金手帳を提出していただく努力をしていなかったとも言えます。 平成9年の基礎年金番号導入当時も、手番についての回答を出される方が少なく、また、取得の際に疑重複が大量に発生し、照会してもお返事をなかなかいただけなかったことも思い出されます。 社会保険事務所内部のチェックミスもあげられると思います。人間はミスをするものとして、決裁者は注意深い決裁が必要ですし、原票の記入のチェックなども、その前提で行われなければならないはずですが、そこが不十分だったのではないかと思います。 また、事業の進め方が十分な検証があった上でではなく、見切り発車で現場の力量で進められた物が多かったのではないでしょうか。その結果が次々と拡大解釈を生み、現状はこうなのだか	年金手帳の提出で言えば、もっと積極的に(事業所の担当者に苦労をかけても)手帳の提出を促せば良かったのかなと考えます。一つ一つに向き合うことで、多くの時間が割かれ、業務の遅れを指摘されることを恐れて、手帳提出を求める時に安易で形式的な確認しかしていなかったと思います。 基礎年金番号導入時では、疑重複整理票の確認が不足していたことだと思います。提出のない方への再照会や勤務事業所に確認する際も、時間をかけた深い確認ではなく、形式的な確認で早く処理を完結させたいという考えが先にたったと思います。 チェックミスについては、処理の滞留を恐れるあまり、不十分なチェックになってしまったと思います。ただ、チェックを完璧にするには、それなりの人員が必要だと思います。今でも処理の質とスピードだけをいう風潮(プレッシャー)があれば、同じような問題が起こる恐れがあります。自分自身を振り返れば、量的に無理な場合は、ここだけは間違えたらまずいと思うところだけを中心的にチェックして、全体のチェックはおろそかになっていたと思います。大事な個人情報ですので、処理が遅れても(滞留しても)きちんとチェックする事と、処理量に応じた人員配置が必要だと考えます。 事業の進め方については、十分な事前準備と統一的なマニュアル、事前研修が必要ですし、職
3393	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	とにかく過去の持ち主不明の記録の整備を完結させてから、定期便なり、年金通帳なり、よりわかりやすいシステムにしていくほうがいいと思う。	社会保険職場では、年金は申請主義、申し出主義という位置づけに基づいて業務を行ってきたが、いつかこのような問題が起きるのではないかと、いつ頃ともなく、漠然と感じていた。	何かがおかしいと思っても、おかしいといえない職場環境であったと思う。
3394	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	さらに人員を増やして対応すべき。 OBの人に率先して参加してもらえば解決が早まるはず。	旧台帳と端末記録に相違があるという程度で、大きな問題になるという認識はなかった。 期間調査の担当をしていたとき。(H15年程前)	旧台帳のとおり修正作業をしていただけで対応は考えなかった。 基礎年金番号導入時に、今のような記録整備を行っておくべきであったと思う。
3395	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に承知しておりません。		皆様の年金額等に影響を与えるため、重大な問題と認識しています。 平成18年頃だったと思います。	社会保険庁から示されたマニュアルに基づき、お客様対応に取り組みました。 再裁定処理や大都市圏へ記録照会を行った際等に時間がかかりすぎたことが最大の問題点だと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3396	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	まずは、ねんきん特別便でいただいた回答を確認、調査し、年金受給者、被保険者の方々に早急に回答できるよう記録訂正、年金再裁定処理するべきと考えます。 年金制度の周知が必要と考えられます。 年金制度に加入の際に基礎年金番号の確認する。年金請求時においては、記録に漏れがないか疑重複の確認を必ず行うなど必要と考えられます。	被保険者の方が、厚生年金・国民年金保険料を支払っていたにもかかわらず、それが記録として登録されていないことがわかり、被保険者や年金受給者の方々に大変ご迷惑をおかけし、社会保険に対する国民の信頼を失うこととなった大変な問題と認識していました。 年金記録問題を知ったのは、平成19年4月か5月頃だったと思います。	反省点として、年金加入時に制度が周知されていなかったためと考えられます。社会保険加入の際(再就職など)、年金手帳番号をきちんと確認がされていなかったため、一人で何冊もの年金手帳を持つことになってしまったと思われます。 また、基礎年金番号導入時にも広く周知されたにもかかわらず、統合の手続きがされず、年金請求時に疑重複の確認がきちんとされていなかったためと考えます。 上記のことが考えられるので、年金裁定請求書を審査する際、疑重複の確認を必ず行うようにしています。
3397	地方庁	社会保険事務所長	現時点において、未だにオンラインに搭載されていない資格記録が多数存在する。(カセット解除の必要な案件)	定期便等の送付を一旦停止し、早急に社会保険庁に保有されているデーターの確認を行ったうえで、通知を差し上げることによりより確かな情報提供ができると考えております。	システムの構築等の機会を通じ、何度かのチェックが出来たにもかかわらず、確認行為を行ってこなかったことによる人的な問題と考える。また、本庁から地方庁への情報提供がされなかったことが大きな問題と考える。 記録問題が大きく伝えられ初めて多くの記録が整理されていないことを知った。	事務局担当課長に対し、お知らせを送付する前に自果分の整備を優先すべきとの主張を行った。 反省点としては、所有している情報の提供を正確に伝えることが必要である。あやふやな情報提供によりより多くの方に不信感を与えたように思える。
3398	地方庁	その他(社会保険事務所)		時間がかかっても、記録を正しいものにしていかなければならないと思います。 2年間の空白があっても、1回だけの期間であれば納付していたものとして救済するというのは、なんでもありになる。どうせもっと期間が延長して、救済して解決されるひとは増えて、救済された人は3いいと思うが、制度としてなりたつのか、虚偽の申告をしても該当期間が条件にはまれば救済されてしまう人もいるだろうし。 現行の第3者委員会の決定が最終でいいのではとおもうのですが。		基礎年金番号導入時に、手番の回答をしなかったひとへ再度勧奨するべきであったと思います。提出されてこなくても、将来年金請求時にわかるからという体制の考えが悪かった。
3399	地方庁	その他(社会保険事務局)			私は平成8年の採用ですが、当時は基礎年金番号の付番作業の最中であり、宙に浮いた年金記録は発生した経緯はよく認識しています。ただ、業務を行っている中で未統合記録が相当あることはわかっていましたが、マスコミで取り上げられた際の5000万という数には驚きました。 また、国民年金については、担当職員が領収書により記録訂正を行っている姿を採用当時からたびたび目にしてきましたので、ある程度はそういった記録があることも想像はしていました。 厚生年金の標準報酬改ざんについては、他県で職員が職権で入力を行ったり、根拠資料(給与台帳、決算書等)なしに遡及して従業員の報酬を変えていることをマスコミ報道により知りました。 私が徴収課付であった平成13年～17年において、保険料額の相談はよくありました。そういった場面で、経営努力の一環として従業員の給与見直し等の話をすることはありましたが、事業主と結託して不正処理を行ったり、職権で入力を行うことは職員として考えられません。	倫理観や規律の欠如の面もありますが、最大の原因は、あまりにも申請主義に頼りすぎて、行政から国民へアプローチする姿勢が欠けていたことだと考えます。 私もその風潮に慣れて仕事をしていましたので、今考えると、国民及び企業の感覚からすると約10年程の意識のズレがあったかと考えています。
3400	地方庁	地方社会保険事務局長	年金記録の実務経験が少ないので分かりません。	現在の対策で良いと思いますが、文書や電話による確認調査では限界がありますので、最終的にには戸別訪問による解決しかないと思います。 職員による戸別訪問は、絶対的にマンパワーが不足しているので、民間から「年金記録調査員(仮称)」を早期に採用し、一定期間制度や年金記録に関する知識を習得させた上で戸別訪問を行う必要があると考えます。 記録調査の回答に対する申し立てについては、本人の記憶違いや制度を理解していないことが多いので、現在の第三者委員会の審査案件を緩和する方向が良いと思います。 本人の申し立てのみで記録を認めると年金制度に対する不信が増大するのではないかと思います。	[redacted]年金の裁定業務を行っていましたが、被保険者番号を複数持っている者が多く裁定に数ヶ月かかっていた記憶があります。 当時は、年金裁定の時にきっちり確認すれば良いという考えであり、これほどに年金記録に誤りが多いという認識はありませんでした。 その後は、年金の記録や給付に関する業務を行っていないので、現在のような問題の所在を知ったのは、平成19年になってからです。	[redacted]記録の調査依頼や相談があった場合の体制整備について検討を行った。 (同年10月に地方庁に異動) この問題について、膨大な記録管理と年金給付事務をコンピータで管理するという当時の政策判断は、事務処理が早く、かつ、正確で効率的になり、結果として事務処理の増加に伴う職員の増加を抑制することにつながったので正しかったと思います。 この問題は、コンピュータ技術の進展などにより、漢字をカナに変換したり、カナを漢字に変換したが、その際の正確性が担保されていなかったこと、入力ミスの防止対策が甘かったこと及び台帳等を廃棄したことなど、管理統治に問題があったと指摘されています。 漢字、カナの変換は、コンピュータ技術の進展によるもので今日になって言えることであり、正確性の担保や入力ミスの防止については、当時の台帳等の入力原始データの状態や膨大な入力件数、適用事業所が全県していること、被保険者住所を把握していなかったことなどから、ほんとうに指摘されていたことが当時において可能であったかは判断はできません。 ただし、台帳等を廃棄したことは、そうした状況を踏まえると誤りであり、反省すべき点であったと思います。 結果として、年金記録問題が発生したことは組織として、反省すべきであるが、これまでの状況は、人、予算の措置が遅れ十分な体制が整ったのは今年の7月以降だと思います。来年1月以降についても十分な体制を構築しないと解決できないと思います。
3401	地方庁	社会保険事務所長	ありません。	人的な予算措置をしたうえで、早期に確認行為を行わなければ、高齢による死亡などで確認できない記録が増えると思う。	採用当時国民年金の仕事に従事していたが、保険料収納事務において、市町村で収納された保険料を事務所において全課体制により、ゴム印による紙台帳への記録事務を定期的に実施していた。市町村では、電算により処理されているものが、管理する事務所においては人の手により処理しなければならないことについて、事故につながるのでとの疑問を持ったことは事実であり、提言も当時の上司にした記憶もある。しかし、結果として国の予算等の関係もあったと思うがオンライン化になるまで改善されなかった。	長年にわたる個人の年金記録の管理については、事故防止の観点から、1つの書類に対する徹底的なチェック体制を確立しなければ再発防止はできないと考える。 そのための十分な予算確保とITを活用したプログラム開発等が必要ではないか。 又、従来は上からの指示が優先で、問題提起してもそれにより処理方法等現場の意見が通ることがほとんど無く、通知から現場での実施までの期間が短く問題意識すら持てないまま事業を実施しなければならない状況もあった。 今後は、ある程度現場も裁量できる時間的な余裕と同時に中央、地方を問わず事業に対し組織が一体となった体制の確立が必要であると考えます。
3402	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成6年に入庁して以来、いつか大問題になる時がくるだろうと思っていました。	地方の事務所の一職員としてはどうしようもできませんでした。 戦前からコンピューターのない時代、長期間に渡り、全国民の膨大な記録を管理しているのだから、多少、漏れや間違いが起こるのは仕方がない。5千万件については年金裁定の時点までに統合すればよい。その他は、本人の申し立てにより調査するしかないと思っていました。
3403	地方庁	その他(社会保険事務局)	①脱退手当金が支給済みとなっている記録について、法定支給額と旧台帳及びオンライン記録との支給額に差(10%以上)が生じている場合、また、支給年月日が2号被保険者となっている場合は取消処理により記録が復活できる事の周知。 ②消えた年金記録と言われているが、紙台帳(マイクロ等)で記録が確認できるにも関わらず、オンライン記録上に無い。(消えた訳ではない。)	市町村(旧姓の確認)及び場合によっては職安(雇用保険情報)との連携が必要ではないか。また、紙台帳(マイクロ等)とオンライン記録との突合による見直しは絶対に必要であると考える。	国家レベルの対策を講じなければ、現場の人員面からしても難しい問題であると認識していた。 存在については、この問題が言われ始めた頃くらい。	問題が大きすぎる為、個人でできることは、記録相談に来た方はもちろん、それ以外の手続きに来られた方にも時間の許す限り、統合漏れとなっている記録が無いか、また、制度を詳しく説明することが今、現場でできることと考え取り組んでいた。 この問題の反省点としては、国が管理するまでに事業主、集金人及び市町村窓口等、第三者の存在が原因となる制度上の問題、また、オンライン記録移行の際に生じた人的ミス(入力・読み違え)をカバーするチェック体制が万全でなかったことが問題であるが、ここまで大きくなった一番の原因としては、以上のことが担当前から認識していながら何の対策も立てなかった事(放置)
3404	地方庁	社会保険事務所課長級以上	現在、問題視されているもの以外には知りません。	救済に向けた新たな法律を出すことです。そして現在の制度(特に社会保険の強制加入など)の見直しです。	国民年金の不正免除問題のときは徴収課に配属されていました。なぜ、そこまで行ってしまったんだろうという気持ちでした。そのことを知ったのは新聞やテレビで報道されはじめた頃です。題及訂正の問題についても、知ったのは新聞などで報道された時期です。数字(収納率)のためなら遡及してまでも改ざんするということに悲しく、そして憤りを覚えました。自分が属している組織でのことですから、電話での対応と窓口での対応に細心の注意をはらい、少しでも信頼回復にな	現業業務は窓口の混雑がなくなってから行っていました。窓口での対応が少しでも解決に向かっているんだという強い気持ちを持ち続けながら対応しました。反省点としては特別便の発送をもっと小出しにして事務所に来訪するお客様が分散させられればという点です。待ち時間がとても長く、結果怒りが増大するお客様が大変いらっしゃいました。当時は埼玉の川越事務所だったので一日に来訪するお客様の数は尋常でなかったです。
3405	地方庁	その他(社会保険事務所)	無し	制度に熟練しているものを多数動員して解決に当たればよいと考えます。	記録は正常が当たり前との認識をしていたのにあまりの社撰さに驚きをおぼえた。2007年の秋頃と思います。	当たり前のことですが1人1人丁寧な対応を心がけること。 反省点としては、紙台帳からコンピュータに登録をするときに何でもっと丁寧にやれなかったのかと思います。
3406	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録問題を処理する中で、年金記録の手番が判明したが、年金受給額が減額となる場合があり、お客様からの記録の了承が得られず、統合処理ができない場合がある。(当時の標準報酬月額が低いため、平均標準報酬月額が減額となるため年金額が減額となる。また、沖縄特別措置(昭和36年4月～昭和45年3月)中に県外の厚生年金期間の記録判明により、沖縄特例が非該当になる場合ある。)	年金受給者については、従前保障(既得権)制度を是非制定を要望致します。年金記録問題については、国民への不利益を与えない取り組みが必要かと思われます。年金額が減額となる方は、未統合手番となり、年金記録問題の解決が終わることはないと思われます。		
3407	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	経験豊かな人材を確保し、迅速・丁寧に処理していく。	厚年記録の期間照会業務をしていたときは、昔の記録は住所管理していなかったので、統合処理前の記録がたくさんあるものだなとは思っていました。知ったのは、新聞報道などです。	私が厚年記録の期間照会業務をしていたときは、氏名と生年月日と事業所名で検索作業をし、別人の記録を統合しないように気をつけて処理していました。生年月日など誤って届出されていたり、会社名や期間が覚えていなかったりするケースもあるので慎重に処理せざるを得ないと思います。また証拠のないケースをなんでもいかしてしまうのは危険だと思います。
3408	地方庁	その他(社会保険事務所)			世間で騒がれるまで問題があると思っていなかった。ただの基礎番未統合記録で、年金裁定時に整理するが、なるべく早く整理したほうがいいぐらいにしか思っていなかった。また、氏名検索などで出てこない特殊な記録がこんなに多く存在することも全く知らなかった。	現場では地道に目の前の案件を、ひとつひとつ確実に解決していくしかないと思う。そのためには時間も人も予算も必要だと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3409	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	本来の業務と切り離し、専門的に行っていただければ。 定員が少ない中での対応は、本来業務の遂行もままならず、記録問題の解決も進まないのでは。	オンラインへの切替時に、すべての記録がオンライン上へ登録されていない。 登録されていても不備がある。 平成7年ごろ	年金給付課で裁定の事務を行っておりましたので、裁定請求時には、本人から職歴等は必ず確認していました。受付後もオンラインでの氏名索引は必ず行い、本人申し立ての職歴以外に厚生年金・国民年金の記録がでてきた場合には、本人への確認もおこなってきました。本人からの申し立ての記録がオンラインの記録にない場合には、国民年金の紙台帳・厚生年金の名簿等調査し、その後に裁定処理を行うようにしていました。 反省点とすれば、 1制度発足後の年金手帳の取り扱い。事業主への指導(取得時・喪失時)。被保険者への指導(再取得時)。 2オンラインへ切り替える際には「すべて」「正確に」登録すべきであったのではないか。登録した際のチェック体制。 3年金給付(地方庁裁定)の事務処理体制として、十分な職員の配置を行い、丁寧な裁定を行うべきではなかったか。
3410	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません	「年金受給者の方は高齢なので時間がない」言って、現在のように思いついた事に手を付けていくというようなやり方ではなく、全体像をしっかりと把握し、最終的に着地する地点と時期を見据えた上で対応策を考え、取り組んでいくのが良いと考えています。	採用された時の研修で業務センターの見学に行きましたが、確かその時の話では「業務センターで、10年くらいかけて紙台帳の記録をオンラインに収録していく」というような話を聞いたように思いますが(記憶違いでしたらすみません)、その計画が完全でなかったということなのでしょう。 いつまでたっても厚生年金の期間訂正の申出が無くならない事、またそのような仕事が存在する事が問題であると考えていました。本来であれば、お客様が窓口に来所された際にすぐに検索してお答えすべきことだと思いますので。	オンライン導入時に計画的に記録を収録できなかった事。 (まるめで入力しているなんて夢にも思わなかったし、そういう事を考え付いた人の気持ちが解りません)
3411	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません。	過去に起こしたことについて最後まで責任を持って望むこと。 日々の業務においても、ひとつひとつ丁寧に望むこと。 この2点だと思います。	はじめは信じられませんでした。マスコミで騒がれて初めて知りました。	今まで以上に慎重に、注意深く業務しようと感じました。 日々の業務への取り組みが雑な対応になっていたのではと感じています。
3412	地方庁	その他(社会保険事務局)	国民年金第3号被保険者資格取得届が事業所担当者で作成されて提出されている場合がある。 人材派遣会社の派遣社員が社会保険の適用条件を満たしても加入させていない場合がある。	事業所に対する周知徹底。 本人からの通報の簡素化。 国民年金を全額税方式にする。	法令の改定に保険者・事業所・被保険者がついていけない状態。 今から7年前頃。	電話応対で機会があるときに説明。 制度が出来るときに意見が十分取り入れられてないことと、話し合いの場が徹底的に行われていなかったこと。
3413	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	人員増員(OB等)をもっと積極的に活用する。	年金番号の複数保持者については、正確な重複整理の困難さを(氏名の曖昧登録・生年月日誤り・旧姓放置)予測した。平成15年頃、社会保険調査官として、新規適用事業所書類審査時。	記載事項の、付属添付書類による重複確認をおこなうこと。軽率な事務処理が日常化されてきたことの代価が、現象として表面化してきている今、各事務処理マニュアルを機軸とした事務執行を行ない、チック体制では、同一人が複数回確認を行いながらの業績とし、責任を併せた決裁
3414	地方庁	その他(社会保険事務所)		地道にやっていくしかないと思います。 できれば総合的な知識のある人(給付、国年、適用)が担当される方が良いのではないでしょうか。(厚生年金・国民年金両方の調査依頼をされている方などには別々の回答ではなく一緒に回答がきたほうが分かりやすいと思います。)		
3415	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。		自分の納めた保険料が年金に反映されていないことは問題だと思います。 (件数の多さに驚きました。) 問題意識を持つようになったのは、報道されるようになってからです。	宙に浮いた年金記録がきちんと納めていただいた本人の年金に結びつくよう、 一件一件丁寧に対応しようと心がけました。 反省点としては、お客様が年金を請求されるときに、もっとよく時間をかけて職歴の確認をするべきだったと思います。
3416	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	厚生年金は会社からの届けにもとずくものであるため本人が手軽に記録や報酬を確認できるアイテム(年金通帳など)はいいのではないでしょうか。また会社の社会保険料についても個人別に内訳がわかるようになれば会社の担当もりかいしやすいと思います。住所登録についても住基ネットで確認・登録すればねんきん定期便などの未着や死亡が確認できるのではないでしょう	7年前頃年金給付の業務をしていた時窓口に受給者の諸変更で来所時に氏名索引すれば(特に旧姓がある者)記録がでてくることが多く再裁定していました。その頃からそのようなケースが多くあるのではと思っていました。	旧姓のある方は氏名索引し記録を統合することをこころがけました。しかしその当時は会社名を当方より積極的にいえず、本人の記憶のみで確認するしかありませんでした。そのため本人の記録とおもわれても本人から会社名がでなければ統合できませんでした。その時に現在のようにある程度説明ができればよかったと思います。同姓同名の可能性の問題で慎重にやっていたこ
3417	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		ねんきん特別便の通知がはじまり、特別便の対応をする中で知りました。 宙に浮いた年金と言われている膨大な手番の数と手番の中身の不正確さに全てを本人記録と結びつけることは難しいのではないかと実感していました。	ご本人からの問い合わせには出来る限りの情報を与え、事業所名や当時の住所地を思い出してもらえるように案内しました。 年金問題を一度に解決しようと思うばかりに特別便関係の通知を一気に送ったことで現場の職員にも国民にも混乱が起きたと思います。優先順位をつけて時間差で通知を出すなど順を追って記録を正していったら良かったのではないかとも思います。
3418	地方庁	社会保険事務所課長級以上	平成2年4月～平成4年3月まで国民年金業務に関わっていました。その頃国民年金の重複取消処理を行う場合、取り消される記号番号に納付記録や免除記録がある場合、重複取消前にそれらの記録をハードコピーに打ち出しておき、重複取消作業後にそれらの記録を追加入力するようになっていたと思います(自動的に記録が移行しませんでした)。そして取消後はオンラインで取り消し前の記録を見ることが出来ないような仕組みとなっていたため、重複取消の処理の際は慎重になった記憶があります。 そのようなシステムだったため、記録の移行もれの可能性がありました。当時国民年金の記録の訂正や納付記録の追加は煩雑な入力手順となっており、処理結果リストの確認だけでは何をどう入力したのか分からないようなものだったと記憶しています。そして実際に、私自身決裁の段階で入力漏れに気づいたことがあったように思います。気づかないまま処理されたものは、記録の漏れになっている可能性があると思います。	当時取り消された記録は確認できるのでしょうか。	オンラインで記録照会が可能な以上、厚生年金被保険者記録について、手番以外の項目がすべて空白のものやカセット記録など、どうしてすべての情報を照射しないのか、ずっと前から不思議に思っていました、今でもそう思います。年金相談は、記録が見られなければその先が進みません。そもそも090で氏名共通検索が出来る前は各制度ごとに氏名検索しなければならず、また船員保険は取り扱い事務所でなければ検索出来なかったことなどを考えると、被保険者の記録をすべて集めてからお客様と対応するという視点が欠けた対応が行われてきた経過が、今日の年金記録問題につながっていると思います。社会保険事務所は、私が20年前に入庁した時からずっと、請求主義である以上請求のない記録や本人確認が出来ない記録は裁定しないというスタンスでした。(もちろんできるだけ氏名索引で記録を確認することはしていましたが、漏点の有無やとんでもないフリガナ入力、色々な読み方により検索の制度は落ちてきますし、しつこく疑う相談者とそうでない相談者の違いもあります)。そういう意味では、新規採用時からこの問題を知っていたことになります。年金記録問題をどのような問題と認識していたか・・・一人の被保険者の記録が複数に分割管理されることにより請求漏れのリスクが発生するので、国民総背番号制を採用する以外方法がないのではないか、とずっと思っていました。年金記録問題がマスコミで取り上げられるようになったことは、ある意味でそのような浮いた記録(請求もれ)を庁全体で	ずいぶん前に厚生年金の資格取得処理を行っていた頃、厚生年金の資格取得届入力時に、疑重複記録の存在が判明して、ほぼ間違いなく本人記録と思われるのに、本人から意に反した回答を受けて新規番号払い出しをするといった処理を、いやというほど行ってきました。また、プライバシー保護とか情報漏えい防止ということが重要視され始め、前職歴等を確認して疑重複の解消をはかる作業がますます困難になりました。その後基礎年金番号が導入されましたが、その基礎年金番号でさえ重複する現状がある以上、今後は国民総背番号制導入のほかに解決手段はないものと思います。このことは個人的な対応の域を超えるものですが、社会保険庁政に関わるものとして、社会にアピールできなかったことは反省点です。
3419	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
3420	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	大変な問題であると認識です。 そのような問題の存在を知ったのは、採用前後くらいだったと思います。	ひとつひとつ問題を解決していくよう対応しております。 反省点としては、年金に対する関心の薄さ(年金に対するの関心を高める為の努力を怠ったこと)があると思います。
3421	地方庁	その他(社会保険事務所)			テレビ、新聞等、マスメディアに取り上げられたことで認識したが、それ以前では「そういう問題があるのでは」という程度は聞いたことがある。問題として大きくとりあげられるようになってからは、自分としても非常に大きな問題と考えた。お客様である国民の皆様にも申し訳ないと思った。	個人で勝手に対応できない以上、職場で示される処理手順で対応した。 反省すべきことは、過去から今までの事務処理の方法が頻繁にあった制度改正、事務処理変更に対応しきれなかったことと、その問題を職員全体が希薄に受け止め、流れるままただ仕事をした結果だと思う。
3422	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じません。	時間を考えるなら、人員増加でスピードを上げることが一番だと思うが、 まずは、目の前のものを1件ずつ対応していくしかないと思う。	問題点の認識 誤った年金額での決定がされてしまうこと。 問題を知った時期 報道・マスコミ等による。	対応について 請求時に係る年金記録の索引による確認を徹底する。 問題について 本人による申し出のみで対応したため、それ以外の手番に対する 調査等が不十分であったためと考える。
3423	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません。	過去の記録を可能な限り解明し、引き続き定期便にて国民一人ひとりが自分の年金の履歴、また制度について確信を待てるように事業を行うべきだと思います。	年金記録問題が大きく取り立たされて、その存在を知りました。 過去の管理体制、認識の甘さ、問題意識の欠如により積み重なって起きたことだと思います。	ねんきん特別便が始まり、お客様一人ひとりの年金の履歴についてお客様の立場を考えて真摯に対応をしました。 問題に気づいても提起せずに慣習に甘んじていた体制があったことが反省点だと思います。風通しのよい職場環境を構築していくことが大切だと思います。
3424	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にございません。	現行の取組のほかは考え付きませんが、年金記録問題の解決に向け、与えられた職務において努力していきたいと考えております。	公的年金行政への信頼をなくし、将来の年金権に影響を与える問題と思いました。 年金記録問題が報道されるようになって存在を知りました。	係員に法令に基づき正しい事務処理をするように指導してまいりました。 反省点としては、組織として事務処理チェック体制(システムも含め)が不十分であったこと、そして法令遵守などの研修が少なかったことが挙げられると考えます。
3425	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	最優先は、人材の確保です。職員数が業務量に対して絶対的に少なく全体的に定員割れしている状況ですし、中途採用者等が正規職員より上回っているため、業務に精通している者が大変少ないのが現状です。 次に、システムの強化と情報を正しく収束するため、コンピューターの精通している国内外者に外部委託する。 それから、制度の見直し。予算の縮減と年金受給の手続きの簡略化のため加給年金の廃止、外国人の短期納付での年金受給の増大(発展途上国からの出稼ぎ労働者が多く日本の年金のみで生活できるようです。)のため、合算期間の捉え方や厚生年金のみの適用除外の拡大等。	だんご三兄弟をもじって未納三兄弟と揶揄された時期から、国民年金の保険料免除問題として認識してました。	個人情報の業務以外閲覧の禁止の周知徹底。 国一元化政策のため、国民年金の収納率の急激な低下。
3426	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	早急な解決が必要のため、人的措置を十分に実施しなければならないと思います。記録問題の処理にはスキルと時間がかかると考えます。解決時間だけを求めるとどうしても一件あたりの処理の質が低下し、本当の意味での解決にはならないのではと考えます。また、通常業務も必要ですから、十分な時間、十分な人員は不可欠ではないかと思います。 他に、情報の完全な公開も必要と考えます。できないことわからないこととその理由、時間がかかっているのはこういう理由など良い悪いを別にして情報をオープンにしなければ、本当の意味での解決にはならないと考えます。	年金記録問題は公的年金の信用を著しく損ないました。窓口で記録問題で迷惑をかけたお客様と接した時に待に憤りを感じました。「いままで、少ない年金しかもらっていなかったんですね」「死ぬ前に本当の年金額を教えてあげたかった」「この問題が公にならなければ損をしていた」「勤めていた記録がありすっきりした」「金額が増えてよかった」などなど、窓口で声を聞けば聞くほど憤りは募りました。 最優先で解決しなければならない問題であり、かつ通常業務も遅滞するわけにもいかず、事務所段階ではなく社会保険庁として考えなければならない大きな問題であると考えました。 はっきりと認識したのは記録問題が公になったときになります。	相談対応時に謝罪と説明をしました。当時、現場でできたことは一人ひとりのお客様と面と向かって話すことですし、一人ひとりのケースに合わせて謝罪と説明ができるのは現場で窓口にでる職員ですから、その応対に全力を尽くしました。また、当時来客数も多かったことから、全所体制での対応が必要であり、相談業務をしたことがない職員を指導し相談に応じられる体制づくりに努力しました。 反省点としては、窓口でいただいた色々なご意見を生かしきれなかったということではないでしょうか。 あと意見ですが、記録管理上のミスと年金制度上の問題は一緒に論じるものではないと思いました。年金記録問題があったから「年金はいらない」「年金が少ない」「公的年金は不要だ」「民間の年金保険がいい」という意見を元に年金制度を見直してはなりません。きっかけにはなるか

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3427	地方庁	社会保険事務所長	報道等されているような、世間一般に知られている以外にはない。	社会保険庁が現在進めている記録解明作業を着実に進めていく以外にないと思う。	ねんきん特別便が送付され、年金記録の洩れの訴えがあったことから、そのような問題が存在することを知った。	基礎年金番号が導入(制度発足)された当時にもう少し細やかな対応が必要だったのではないかと考える。
3428	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	これまでの対策と合わせ、年金記録の調査がスムーズに行えるよう、他官庁・都道府県・市町村の保有している個人情報等を一元的に利用できるような法律改正ができないものか。(記録整備が完了するまでの間) また、今後のシステム改善項目としては、年金事務所での各種関係届の入力処理において、電話番号を入力必須項目とできないものか。(高齢者で電話そのものも設置していない場合を除いて) ※郵便等で連絡しても、内容が複雑であったり、中身を開けていなかったり、追跡整理に結びつかないため。	昭和62年の基礎年金地方庁裁定実施後、老齢年金裁定請求時に、被保険者が記載している職歴等と資格記録の得喪月を比較した際に、相違がある。(本人の記載誤り・記憶誤りもあるが、マイクロフィルム等とMWMデータにずれがあることがあった。) そのような場合は、老齢年金裁定請求書審査の際に、記録確認を行い、誤っている記録を訂正後、裁定処理していた。(記録照会・補正に時間を要していた。)	平成8年当時、「基礎年金番号が導入されるにあたり、被保険者の加入記録を通知するサービスを実施できないものか？」(国民年金保険料の未納者に対しては、督促等の経費を毎年1人当たり5,000円弱かけていたはずであるが、優良納付者に対するサービスがその当時実施できていなかったため。)社会保険庁年金保険課へ要望(質問)をしたことがありましたが、数百億円の費用が必要であり、予算措置できない旨の理由で、回答を受けました。 【反省点】 ・年金手帳番号による記録管理であったため、被保険者が年金手帳等を紛失した(番号がわからない)場合に、記録の検索に対応できなくなってしまった。コンピューター化される前の記録については、国として書類の保管場所を確保し保存期間を設定せず、被保険者台帳には、年金手帳番号のほか、 個人情報として、氏名(漢字)・生年月日・住所が記載されているものとするべきであった。
3429	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	オンライン記録および原票等の画像化について、システムの構築を現在図っているところですが、記録管理を1つできちんと管理できるシステムの構築を至急開発する必要があると思います。	なし	なし
3430	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	今おこなわれているような、本人への記録の確認をお願いする文書の送付で、問題がないのかを確認していただくことから始めなければならないと思います。そして、厚生年金の報酬月額について問題があるとの回答であれば、本人からの申し立てだけでなく、当事者(本人、事業主、事業所事務担当者、社会保険事務所の担当者等)に事実確認を行う必要があると思います。国民年金の保険料の未納問題に関しましては、本人の勘違い、思い込みというケースもかなりありましたので、本人の申し立てだけでなく、可能な限り事実関係の調査が必要だと思います。	私が応対してきたお客様の中には、そんなに記録に問題がある方はいなかったので、こんなに大きな問題になるようなことではなく、たまたまの機械への収録ミスといったものが大半であろうという認識でした。意図的に記録を改ざんしたりとかは行われてないと信じていましたので、始めはほんとに信じられませんでした。このような問題があると知ったのも、そういった問題について報道され始めて初めてしりました。	あり得ないと思っていたことが、現実に行われていたことがあると知って、この問題の真相を確認するために、本人からの事実の聞き取りを十分おこなって、事実の確認に努めました。反省点としては、市町村に保管してあった国民年金の台帳を廃棄してしまったことが、国民年金の記録確認をできなくしてしまったので大きな反省点だと思います。記録の改ざんについては、過去にはそういった入力処理に関して、ほとんどチェック機能が働いていなかったので、今のような何重ものチェック体制がとられていなかったことが、不正処理をそのまま横行させた原因だと思います。
3431	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金第3号被保険者について、届出がされていないために記録上、不整合が生じている場合が相当数あること(本人の厚生年金期間との重複や、配偶者の厚生年金期間との不一致など)。 そのため、定期便などで加入記録が表示されても、国民年金第3号期間については正確性を欠く	具体的な方策については、現時点では思い浮かばないです。		
3432	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	大切なことは、何のための作業なのかを見失わないことであり、記録の不備により年金額が減らされている人を救済することだと思うので、1件1件丁寧に調査確認を行うことも大切だが、時間と労力を考えれば期限を決めて申し出た人をしっかり支援する体制を作ったほうが良いと思う。高齢者に対しては戸別訪問等工夫が必要と思うが、社会保険労務士会と連携して記録確認作業を進める方法が良いと思う。	問題の存在を知ったのは、平成19年2月頃に宙に浮いた5，000万件の記録が報じられた時だったと思う。 短期間での問題解決は難しく、時間と労力をかけて1件1件丁寧に調査確認作業を行い、国民から理解してもらうことが大切と認識した。	記録の統合は最終的に年金請求時に行えばよいと言う意識でいたことが問題で、平成9年1月の基礎年金番号導入時に、もっと丁寧に広報等を行い記録統合を行っていれば、ここまでの大きな問題にはなっていなかったと思う。 現在は、少々時間がかかっても、お客様一人一人とよく話をして丁寧に調査しようという考え方で入念照会(フォローアップ照会)等の作業を行っている。
3433	地方庁	その他(社会保険事務所)	現時点では、思いつきません。	年金記録問題の調査について、年金事務所全てに専門の担当課を作り、年金記録問題にだけ従事させ、短期集中で解決に邁進させる。中央集中型や、他の仕事と兼務では、厳しいと思われます。	基礎年金番号導入によって、国民年金・厚生年金の記録統合が進められたが、未統合の手番がこれだけあるとは、今回の問題が発覚するまで知りませんでした。	未統合の手番は、60才の裁定時に統合すればいいと思っていました。被保険者が過去に勤務した事業所や、国民年金をかけたかどうか忘れるかもしれないという認識が無かったように思わ
3434	地方庁	その他(社会保険事務所)		時間はかかってしまうが、一件一件地道に作業を続けていくのが解決への一番近い道だと思います。 しかしながら、知識に長けた人が現場を去り、色々な、いままでの流れを知らない人が担当になってしまうのが、これからの作業の進捗を遅らせてしまうのではないかと思われます。 これからは「いままでの流れ」「当時の処理方法」など調べられる情報が必要だと痛感しています。		反省点とすれば、情報が遅すぎた、広報が不足していたと思います。 年金問題で情報として入ってくるのはTV、新聞、週刊誌等マスコミからのものが多く、正しい情報、間違った情報すべてが入り乱れえて世の中に出てしまった。間違った情報に対しての広報もなく、間違った情報→一般的な情報へとなってしまった。お客様は「何が正しいのか」「何を信じていいのか」わからない状態となり、窓口で説明をしてもわかっていただくのに時間を要した。 今後は起きてしまった事に対する公表も必要ですが、これからの広報(事前にお知らせをする)に力を入れないといけないと思います。
3435	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	現状どおり一つずつ確認していくしかないと思います。	認識については特にありません。問題を知ったのは新聞報道等で知りました。	対応については特にありませんでした。反省点については業務を行う場合はキメ細やかに不備な点が無いようにスケジュールを組むことだと思います。
3436	地方庁	その他(社会保険事務所)			いわゆる宙に浮いた年金記録問題で保険料を納めたものに対する正しい年金額を受給することができないという問題。 採用当時は基礎年金番号は存在していなかったが厚生年金・国民年金番号をそれぞれ複数持っているお客様が存在することは知っていた。平成9年に基礎年金番号ができたとき基礎年金番号以外の年金番号があれば返信用の回答書にてその番号をお知らせいただくことになっていたが回答書を提出していない人や手帳を紛失して番号がわからなくなってしまっている人がかなりおられたのではないかと思っていた。	お客様が何らかの手続きで来所されたとき手番があることに気づいた場合は統合処理を行っていた。 将来的に年金を請求する時点で手番が存在するかの確認を行うので手番のまま記録がもれることはないと思っていたが実際には受給者になられている方にもかなりの手番漏れがあることがわかった。手番漏れの原因には単なる確認不足や氏名・生年月日の誤登録などがあるが、いずれにしても受給者の立場に立って受給手続きを行っていなかったのではないかと思う。氏名・生年月日・職歴を基に検索し画面に出てこなければ年金を納められた記録はありません。と回答しそれ以上の確認はほとんど行っていなかったことに問題があったのだと思う。社会保険事務所の<u>組織を考えず一方的に記録はないとしていたことは反省する点だと思う。</u>
3437	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません	あらゆるものの画像化を早期に構築すること。(払出し簿等)	平成9年の基礎年金番号導入後、複数の年金手帳をお持ちの人へのアプローチ方法が悪いのとその作業が進んでいないと感じた、平成15年ごろ。	その時は、何もすることが出来なかった。そうゆう部署が地方の社会保険事務所になかったのが原因では。
3438	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。		年金記録紙台帳管理のいいかんげんさ・機械化するときのチェック体制の不完全さおよび平成9年1月名寄せをする際に広報の不足といったことに基づく問題であると認識しておりました。年金給付課に在籍し記録調査を担当してた際に自分では考えられないような記録損りがあることをみて実感しました。	過去の管理体制が現在にこれだけ大きな問題を引き起こしていることをかんがみて今自分が管理している業務には将来同じように問題の原因とならないよう事務遂行していくことにて対応しました。またできる限りただしい状態に戻せるよう努力していきました。初期段階にてどれだけ大きな問題となるのか把握が遅れたことにより問題発生から解決に至るまでにじかんがかかりすぎていることが反省てんだとおもわれます。
3439	地方庁	その他(社会保険事務局)		勤務時間内・外において効率よく人員を配置し、年金記録業務に取り組むべきと考えます。	年金記録問題は、日本年金機構(または社会保険庁)の早期に解決すべき最重要問題と認識しています。 マスコミが報じるようになって、このことを知りました。	組織の方針により業務支援というかたちで対応しました。 紙台帳からコンピュータに記録を移したときに、しっかりやっていなかったことが反省点と思います。
3440	地方庁	社会保険事務所課長級以上		現在、社会保険庁・各社会保険事務所にある記録のすべてを出し今までのように調査をしていく。それでもわからない場合は、今までのように第三者委員会で決定してもらうのが一番良いと思います。	私は、旧国鉄より昭和63年4月に社会保険事務所に入社しましたが、普通に資格取得届・資格喪失届けの処理をしているので、WMから出てきている記録がすべての記録だと思っていました。年金記録問題については、被保険者が勘違いで加入していたと思っているだけだと思ってお りましたが、再調査をしてみたところ記録が見つかっているため昔の調査の仕方とWMの性能に問題があったと思います。また、年金記録問題については、テレビ等で問題になってはじめて知	私は、被保険者より年金記録の調査依頼がきた時は、必ず記録があるのだと思いながら、ありとあらゆる方面から調査していこうと思いました。 また、この問題についての反省点としては、社会保険庁で持っている記録等が事務所のWMでも確認できるようなシステムであったならここまで大きな問題にはならなかったと思う。
3441	地方庁	社会保険事務所課長級以上	世間一般がどの程度知っておられるのか分かりませんが、社会保険庁で行った、紙台帳からオンライン記録への転換の作業に1つの大きな問題点があったのだろうと思います。	マスコミの誤った報道で、単純に205処理がされていない記録も全て消えて無くなっていると思い込まされている方々が多い。しっかりと広報し、国民の誤った不安を取り除いていくことも大切だと考えます。ホームページを見てもらえばとの考えではダメです。ホームページを見る方々はほんの一握りの人数です。新聞・TVにて伝えなければ大多数の方々には伝わりません。広報経費が仕分け作業で削減されそうですが、年金記録問題は厚生労働省、社会保険庁だけの問題で	ほぼ昭和40年代頃までの事務処理形態の立案に問題があったと思われます。 自分がここまでの問題と認識したなは、江角マキ子の問題が出た頃と記憶しています。	社会保険庁幹部が過去の事務処理をしっかりと認識し、対応しない限りどうにもならないと感じました。職員一人一人が個人で考えて解決できることではありません。
3442	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録について、厚生労働省、社会保険業務センターの管理がずさんだったのが、今日の問題の根底にあると思う。社会保険事務所での記録改ざんや台帳の紛失ばかり取り上げられているが、その問題すら管理できない本庁の責任もあるのではないか。旧台帳がオンラインに収録されずに、今にいたっているのがなによりの証拠だと思う。これは社会保険事務所では判らない記録なのだから。 台帳のマイクロ化に際して、台帳の廃棄を指示したのは、厚生労働省である。この時に厚生年金事業所原票のマイクロ収録は除き、一切の廃棄の指示があった為、この時に厚生年金の適用をやめている事業所の名称、所在地の確認できるものが廃棄されてしまった。 事業所索引簿の書式も統一されていないため、宮城では索引簿に事業所の所在地の表示がなく、年金記録の調査に苦労している。 名簿、原票を社会保険事務所から進達し、業務センターで記録の管理をするのが前提にあり、事故リストが事務所に下りて、他人の手帳番号に記録が混在しないか、記録もれがないかの確認をできるはずなのだが、新規取得の入力漏れ等のリストは来ないため、氏名の入力もれのチェックが出来ず、平成19年に氏名漏れの大量の作業の必要に迫られた。これは、記録の入力の際のチェックで簡単に判る事なのに、業務センターでの年金記録の管理の甘さがあったのではないか。 オンラインになる前は、社会保険事務所では一人一人の年金記録が判らず、業務センターからの記録の取り寄せになっていたが、質問の電話での対応も高圧的で、「社会保険事務所の人間に年金記録がわかるのか」という回答が多く、昨年まではこのような対応が多く見られた。一人一人の一生の年金にかかる大事な記録という気持ちが感じられない。 基礎年金番号の導入時も、年金記録が整備されないまま唐突に導入したために、旧姓や重複の記録が存在したままで年金記録問題が生じたと思う。 厚生年金の旧台帳、船員保険の旧台帳がいまだにオンラインにつながらない事に対して、何度も問い合わせをしても、「作業中」の回答ばかりで、船員保険にいたっては、照会が3年かかって旧台帳を送られて「管轄の社会保険事務所へ照会しろ」。さんざんまたせたお客様に対して言い訳すら出来ない始末である。 郵送で送られた「ねんきん特別便」の回答は業務センターで行うはずが、処理できないと最初の	社会保険庁の解体で解決できるものではなく、厚生労働省の責任であると公表すべきではないですか。	厚生年金記録の事故リスト、名簿、被保険者原票の重要さは、厚生年金の適用業務に携わった昭和56年から、先輩方から教わり、「永年保存」のたいせつな仕事と認識していた。 しかし、マイクロフィルム作成時には、現課の意見も取り入れられず、あっという間にマイクロ収録と台帳の廃棄につながった。確認後に順時廃棄でも良いのにと考える余地も与えられなかった。 しかも、労働組合のオンライン化反対運動で「事故リストの拒否」をあげられたときは、組合の幹部に何度か「大事な仕事を拒否するのはおかしい」と抗議したが、受け入れてもらえなかった。この時に、これでは年金記録が整備されないまま、大変な事になるのではないかと危惧した。上司に申し入れても「上で決定したことだから」と聞き流されてしまった。 期間調査の仕事に携わった平成9年から、危惧していたことは当たっていたとわかりその上、基礎年金番号の導入も、このような不備な年金記録のままでは、さらに大混乱になるのではと恐れを抱いた。	平成17年度に、村瀬社会保険庁長官が各社会保険事務所の職員との意見交換にお見えになった時に、厚生年金の記録の不備が多いこと、特に氏名漏れの年金記録が多数存在し、氏名索引にも索引されない記録のため、南京受給から洩れてしまう事への危惧と対処をお願いした。長官からは、「問題は始めて知った。記録の整備にはどのくらいかかるか」と聞かれ「データさえ庁からリストをいただければ、1年以内には整備できる」と答えた。 長官は一緒に随行した庁の職員の方に「すぐに確認するように」と支持を出された。 このときに、庁ですぐに動いていただければ、年金記録問題も少し軽くなったのではないかと悔やまれる。
3443	地方庁	社会保険事務所課長級以上	わかりません。			

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3444	地方庁	社会保険事務所長	特に無い	未統合記録の解消については、平成14年の国民年金に係る事務の見直し以前に区市町村が年金データベース上保有していた厚生年金等に関する情報が残っているか確認し情報提供を受ける。 平成14年以前の区市町村は国民年金の第一線窓口として相当の情報を保有し年金受給要件を満たしているかの相談にも対応していた。 東京の主な区市町村は国民年金の加入手続き等の際に確認した厚生年金等の情報(配偶者情報を含め)をデータベースに登録していた。 消えた年金として国民年金の納付に関する第三者委員会への申し出については、事務処理のオンライン化後に届出をされた資格取得等について対象期間の取得届が何時処理されたのか確認できるようにシステム対応すべきと考える。 現行システムでは、資格期間の追加・訂正に関しては確認可能だが、通常の届けとして処理された記録については、データベースに処理年月日が存在するにもかかわらず画面上表示されないため。 窓口等の説明において納得いただけず第三者委員会への申立につながるケースが多い。 厚生年金に関しては一括適用事業所の取得処理(磁気テープによるセンター一括処理)の改善 現行の磁気テープによる一括処理は基礎年金番号が収録されていない場合新規に付番され基礎年金番号の重複払出の要因となっている。	適正な年金受給を妨げ、国民年金の納付意欲を損なうなど、年金制度の信頼を損ねる大変重要な問題と認識している。 基礎年金番号導入時	区市町村が受理する国民年金の届書には直前に加入していた制度名や厚生年金手帳番号が記載されていたため、基礎年金番号の導入に当たり都道府県の意見として準備期間を設け情報収集するように提出した。 基礎年金番号導入時は、社会保険事務所の国民年金担当課長であったため、管内区市町村と連携し国民年金の手続き時に確認できた基礎年金番号以外の年金手帳番号について基礎年金への統合に努めた。 事業の計画段階からの現場意見の反映が足りなかっと思慮される。
3445	地方庁	その他(社会保険事務局)			現在世間でいわれている、宙にうきた年金があること等随に驚きがかくせませんでした。紙台帳をデータ管理に変更するとき誤りがあったり、データ自体が登録されていないことに落胆しました。これまでお客様に全部の記録はデータ管理されて間違いありませんと相談の際申しあげていたのでお客様に本当に申しわけありませんでした。私自体が年金問題をしったのはその当時です・	記録が宙にういたかたや記録に間違いのあるかたのおはなしを真剣に相談に乗り、記録の調査に懸命に対処しました。また時間調整し事務所に応援にいったり、現場でお客様から届いた記録照会の調査を徹底しました。また紙台帳の突合もしました。なにもかも認識のうすさだとおもいます。他人ごとやまた時期がきたら担当がかわるといった無責任さの一事だとおもいます。ひとりひとりが自分のことと認識する必要があるとおもいます。
3446	地方庁	社会保険事務所課長級以上	現在の記録問題以外は知らない	経験のあるOB職員などを期間限定で雇用し、過去の経験を生かして未統合記録の確認調査にあたってもらう。経過を知らない若い人を雇用しても、経過が分からず、戦力にならない。その若い人は育てなければ使い物にならず、そんな悠長な事をしているヒマは無い。頭数をそろえても(単に多くの人を投入しても)年金記録は長い年月のデータの集積であるので、解決には至らないと思う。 マンパワーしか解決の方法はないが、経験のある元職員を活用するしかない。	本来(法律上も)、年金の裁定請求は加入者の自らの申請に基づくものと考えている。つまり、『自己責任』が基本で、そこに行政がサポートすべきと考えている。日本のマスコミや世間の風潮が『自己責任』を放棄、転嫁し行政のみに全てを押し付けている感が否めない。年金であれ、医療であれその他の権利主張やサービスの享受については、本人からの請求を基本に、行政サイドはその求めに応じて、キッチリ調査し、徹底的に(年金記録を)調べ上げて権利を確定させるのが行政の責任と思っている。そのため、年金記録問題が起こったときに、なぜ・・・との思いがあった。 会社を転々とされている方や、生年月日を偽って雇用されてい方、通称名を名乗って会社に入った方などがある。また、年金に関心が低く、こちらが働きかけても『なしのつぶて』の状態もあった。 年金記録の管理に、確かに問題はあったと思われるが、一方的に社会保険庁のみが悪いとされることに大変な違和感を未だに感じている。まるで犯罪者のように扱われることには許せない気持ちが強い。 ただ、年金は老後生活の主柱であり、わたしを含めて国民の皆さんにとって非常に大事である。年金知識の無い方々へのサポートや、キッチリした年金の権利を確定することは今後も続けていく必要がある。私は、これまで真剣に業務に取り組んできた想いと、今後も世間の人々の役に	(前記のとおりです)
3447	地方庁	その他(社会保険事務所)		今のシステムであれば、お金と人員を5倍以上にしなければ無理(喪失者ファイルに基本記録等も入力されていない)	年金記録について国が個人を特定して管理する制度でなかったことからこの問題がおこったと思う。 年金請求時に記録漏れがありえると思ったのは、採用されて、業務3課で記録整備をしていた昭	WMに入力されていない記録を払い出し簿から基本のみを入力していたが、半年で異動になった。 当時は反対意見があったと聞いているが、国民皆背番号制のように管理していれば消えた年金
3448	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	全職員(OB・OG含む)を総動員して台帳との突合せ作業を行うこと。	採用当初から統合記録が多数あったのは認識していたが当時は自己申告としておりあまり問題には感じなかった。昨今、報道や国会審議の中で問題視されるまではあまり深刻には考えてい	反省点は当時の自己申告主義が問題であったと思う。
3449	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在の記録問題を早期解決するためには、知識と経験を有する職員の活用すること。 (今後の記録問題を発生させないため) 1. 社会保険制度を運営する組織の権限の強化 2. 制度の広報、学校教育に取り入れることなど、制度への理解と関心を高める施策 3. 事業所新規適用や、国民年金加入などについて、申請主義によらず、運営組織から積極的にアプローチできるよう、各府省保有データを簡易に照合できる方策の導入	採用当時から年金手帳を複数持っておられた方が、重複取消届けを提出されていたため、制度の周知不足と関心の低さがあり、とりわけ、若年者の制度への関心の低さが著しいものがあったため、制度への加入意識を高める必要性とともに、将来記録が正確に管理され、個々の被保険者の給付に結び付けていけるのか、危惧していた。	年金手帳が厚生年金と国民年金で別々に交付され、相互の記録が統合帳で管理されており、データとして照合できないなどの、不十分さがあった。 制度設計の不十分さや、システムの不十分さを補うためには、職員の立場では窓口で説明する以外になかった。 反省すべきとすれば、現場で危惧される事象について、企画立案されている方々にお伝えする努力をしなかった(できるルールがなかったが・・・)こと
3450	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在の年金制度を前提にすれば今の方策で良いと思います。費用の問題もあり時間と手間をかけて地道に解決していくしかないと思います。ただし、期限を決めて、ある一定の結果を出すのは必要かと思います。	国の出方によっては収拾がつかなくなると感じました。 2007年2月の新聞報道と思います。	長期にわたる制度での記録管理の重要性を改めて痛感しました。
3451	地方庁	その他(社会保険事務所)	何もありません。		年金問題が取り上げられてからは、は最重要課題として認識してきました。 問題が存在することを知ったのは、平成9年の基礎年金番号制度発足時です。 しかし、紙台帳のオンラインへの未整備は今回の問題時まで知りませんでした。	年金裁定時に記録確認を行ない、整備を行なうという当時の方針のため、随時で記録判明がされた場合を除き、あえて問題解決の行動はおこしませんでした。
3452	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題については、コンピューターに収録されている記録が正しいと認識していた。 今回の問題は本庁からの通知やマスコミ報道等ではじめて知った。	昨年から全ての休日ではないが、払出簿の確認作業や事業所整理簿の確認等対応した。 反省点として 年金手帳払出簿や事業所整理簿の整理がきっちりとなされていないのが見受けられた。個人記録であるので、仕事は丁寧かつ慎重に行うべきと考える。
3453	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3454	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金第3号被保険者期間について、記録の不備や届出もれがある。 また、3号の特例届についても、おそらく全国統一の事務処理となっていないのではないかと思われる。(例えば、『扶養認定日が000000"で表示されている場合』や、『配偶者の厚生年金加入期間は扶養認定済だが、その期間中に本人の厚生年金記録が判明した』など) 同じケースであっても、各県によって添付書類や認められる内容が違ってくれば、被保険者に対して不利益になる。	全国的な統一された事務処理であれば、このような事案も発生しないことから、各県にて取り扱いが違っていれば修正すべきと思われる。	基礎年金番号導入時に、複数手番を持っており未統合の記録があることは当然認識していた。 最終的には、年金請求時に記録確認を行い、手番を統合していたが、当時は、あくまでも本人よりその他の年金期間について申出(事業所名、国民年金住所地など)いただき確認できないと統合処理していなかったと思う。このため、こちらからも同姓同名の記録があっても統合できないケースが多々あり、現在のように本人へ手番記録の情報をお知らせできなかった。 氏名索引や本人の得喪記録により本人の可能性が高くてもそのままで、後で思い出したら再裁定という案内をしていた。	年金記録問題では、時間・手間・予算ももも必要であったが、自分の年金記録についての意識を持ってもらうことは良かったと思う。 当時の取り扱いでは、細かい内容を回答できなかったので、お勤めの期間がなかったか？等の確認しかしていなかった。 (反省点) 窓口での確認を厳重にしなければ、他人の年金記録を誤って統合した場合、最終的に本人へ年金額の返納等が生じ迷惑をかけてしまう。 ただし、例えば年金請求時に確認するにしても、何十年も前の勤務先を何の情報もなしに思い出してもらうのは至難の技だと思う。転職等が多い方などはなおさら困難です。 ただし、誤った記録統合を極力しないか未統合の手番記録の件数を減らすか、どちらに重点を置くかによって取り扱いは変わると思う。 このアンケートの内容とは関係ないが、「消えた年金」の表現が被保険者・受給者の不安を一層煽っていると思う。大部分の方は、未統合手番により加入記録は存在する方なのに・・・。
3455	地方庁	その他(社会保険事務局)	紙台帳からオンラインに切り替え作業するときに氏名等を記入するとき、漢字の読み違えがあったとおもわれる。 とくに、氏名の場合固有名詞のため、判別がむづかしいと思われる。 厚生年金から国民年金に切り替えのとき次の厚生年金にかわる期間が短い場合国民年金を納めない人はかなりいたのではないかと思われる。 旧法の遺族年金の場合(国民年金)妻が未納の場合に不支給となるため、 妻は納めても、夫は納めないというような事例はかなりあるように、思われる。 例えば、未納徴収の場合、期間全部納付する人と分割の人がいる。また、同じ家族でも対象者者が複数の場合に納付が困難な場合とりあえず、一部の人のみの納付というのは多かった記憶がある。 窓口で、納めていたはずと主張する人は多いが、例えば資格は昭和36年にあっても、番号払い	作業に従事する人の漢字能力の問題であり、むづかしいと思う。 個人記録の特定は本人の記憶に頼るしかないので、完全な解決はむづかしいのではないかと思う。(特に古い記録)	年金受給者の生活に直接関わる問題であり、大変重要な問題である。 今の機械の時代で無い期間のは本人の申し立てがないと、むつかしいのではないかと思った。 平成18年頃にマスコミで報道されはじめたころ。	本人が記録の調査依頼をしたとき、本人の記憶が曖昧でとくに、他界の事業所の場合、通称と法人名が違うようなケースの場合本人記録としての特定はむつかしい。また、職業を転々とした人など一人で10個以上の番号をもっている人も、けっこういたので、基礎年金番号の導入をもう少し早く導入すべきだつたと思う。 ただ、紙台帳の場合は無理だと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3456	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	記録問題専門の部門などをつくって、人を集中的に配備して、取り組むべきだと思う。現状、事務所では、調査課などがあったりはするが、人員が少なく、全所体制で、特別便などの対応にあたっているが、本来業務と平行してやることになり、効率的とは思えない。 とにかく、人を増やして、記録問題に特化させることが必要だと思う。	記録問題として世間に表面化する以前から、手番号などが統合されずに多く存在していることは知っていた。基礎年金番号導入時に、基本的には統合を促す通知を出していたはずだし、最終的には裁定請求の際に、統合が済めば問題ないという認識だったし、上司、先輩からもそのように指導されてきた。当時は記録が統合・脱漏していること自体を、年金記録問題としては捉えていなかった。 また、手番号の名前が間違って登録されていたり、標準報酬や、国民年金の納付状況などが正しく収録されていないなどの状況があることも知っていた。 なぜこのようなずさんな処理がされているのかと疑問に思ったことも多々あった。このようなことは、採用された直後から把握できたので、およそ7年前くらいからだと思う。	記録の収録誤りなどは、自分の出来る範囲ではあったが、出来る限り補正・訂正処理などを行った。しかし、元になる台帳・名簿自体が読めなかったりしていることなどもあったため、難しい面も多々あった。受給者、または被保険者本人に電話や郵便で照会したりして、整合性を合わせるなどして、記録を正しい状態にしようと心がけた。 現時点では、やはり組織として、記録が漏れていたり、間違って収録されていたりすることに対する問題意識が低かったために、このような状況に陥ったのだと思う。年金制度発足当時からきちんと記録を管理する意識を続けていれば、このようなことにはならなかったと思う。昔の名簿や台帳を見ても、誰にも読めないようななぐり書きのような字で書かれていたりするのを見ると、当時からまともな記録管理が出来ていたとは到底思えない。 また、国民年金と厚生年金を分けて管理したりといった、年金制度そのものにも問題があったと思う。就職と退職を繰り返すたびに番号が変わっているようでは、昔のようなコンピュータが無い時代には、記録の把握には限界があったように思う。また制度自体の改正が多いのもその一因
3457	地方庁	地方社会保険事務局長	特になし。	現在行われている方策を確実に行っていくべきと考えている。	同一人が複数の手帳記号番号を持っており、記録が統合されていないケースがあると認識。 また、認識した時期については、入庁後間もなくだったと思う。	複数の手帳記号番号を持っていると申し出があったとき、または年金請求時に対応するものと考えていた。 また、この問題については、基礎年金番号導入時に対応すべきであったと考える。
3458	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じません。	年金記録の照合・確認等作業は、一定、人海戦術となる部分もありますが、相当昔の記録が多くありますので、昔の事務処理方法等に精通しているOB等の支援も必要なものと考えています。	年金裁定請求時等において、お客様が保有する年金手帳の記録とオンライン記録が符合せず、市町村記録を確認するなど1件対応の事業は散見されたと思いますが、年金記録問題全体としては、平成19年にこの問題が取り上げられた以降となります。 問題点がどこにあったのかというところも重要と思いますが、年金記録問題はお客様の大切な年金に関わるものとして認識しておりました。	お客様から相談(調査申出)をお受けしたものについて、市町村への照会を含め、早く、調査結果をお知らせするという観点から、滞留をなるべく解消できるよう対応しました。 問題点としては、事務所においては、通常業務と並行してのお客様対応、作業となることから、いろいろな問題点等がクリアできるものであれば、事務所外に一括集中して行えないものかと考えておりました。
3459	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	特別便の未回答の方に対しては個別訪問等を行い、記録確認を確実に行ったほうがよいと思います。また、その際は民間委託や専用職員の採用などを検討したらどうでしょうか。	年金給付課の職員として、窓口で年金相談をお受けした際に、お客様の記録が基礎年金番号に未統合記録が多かったことから、年金記録が整備で完全ではないのではないかと一抹の不安がありました。 その後、記録の整備が重点的に行われるものだと思っていました。	記録整備を早急に重点的に行うべき旨を、現場の声として、ボトムアップすべきであったと反省しております。
3460	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3461	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	①設問の「この問題」とは、(6)のことでしょうか。 ②「年金記録問題」全体のことでしょうか。 上記②との前提で回答いたします。 現時点で取り組んでいる解決方法(加入者個人の方々からご協力をいただき記録を確かなものにしていく方法)より外ないものと思います。 上記の方策では、「消えた年金」との文言の強力な印象から、完璧に国民の皆様の信頼を回復することは困難と思われますが、年金記録(共済年金も含む)の管理の歴史について、わかりやすく説明し、もう一度年金受給に結びついていない年金記録の持ち主を見つけ出すための協力を国民の皆様とマスコミの方々にお願いするしかないものと思われます。 政権交代により、過去の記録の有無にかかわらず、一律に定額の年金が支給されるものと思っている方もおられますので、早い時期に改正後の仕組みを説明しないと記録確認にご協力いただくこともできなくなると思われます。	基本的には、年金記録が消えていることはなく、社会保険庁が全て記録しているものと認識しておりました。そのようなことから、最終的に年金受給時には、確かな記録で受給いただくことが可能と思っておりました。 基礎年金番号に統合されていない記録が存在することは、基礎年金番号導入時からその後の手帳記号番号の確認作業の歴史から事実として認識しておりました。	基礎年金番号へ未統合の記録については、社会保険庁の限られた予算の中において、統合すべく作業を実施してきたと認識しておりますので、特別な対応は考えませんでした。 年金記録を個々の方に加入・納付から短期間のうちに一度確認いただくサービスが必要であったと思われます。 また、国民年金は住民基本台帳の一部の記録ですからその記録が正確に管理がされていなかったことは悔やまれます。
3462	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に知っていることはありません。	定期便等により、ご本人に記録の確認をいただくとともに、保存されている紙台帳や払出簿等とオンライン記録の突合を着実に行っていく。その中で出てきた問題について、随時解決していくことがよいと思います。	年金記録が社会的な問題として出てくるまでは、あまりよく知りませんでした。	職員のコンプライアンスが十分でなかったと思います。
3463	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	一刻も早く年金記録が判明された方の再裁定を行い、正しい金額でお支払することが年金問題解決につながることだと思います。	年金問題は年金制度を維持していくうえで、きちんと解決していかねばならない問題であり、国民の信頼を取り戻すために、避けては通れない道だと思います。 いわゆる「消えた年金」といわれている基礎年金番号に登録されたいない手番があることは、基礎年金番号がはじまった時から知っていましたが、年金の裁定請求時に確認できていたと思っていました。	本人からの聞き取りにより、その方がご自分の年金記録について納得できるようなご説明をしたきました。 昔の年金記録の管理がきちんとできていなかったため。このようなことが起きてしまったのではないかとおもいます。
3464	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	出来る限り早期に過去記録を整理することが重要であるが、これには何十年も遡って過去の履歴を迅速に調査しなければならず、このために職員の知識と経験を駆使した多角的な調査が必要であり、現状における人員体制では処理能力に限界がある。 今後、効率的な調査を行うためにシステムの充実がなければスピードアップは難しく、早期のシステム構築と使用上の不具合の迅速な対応が必要と考える。	超長期にわたる個人ごとの記録管理を行っている中で、機械処理前の手作業におけるヒューマンエラーは当然想定されたが、それをフォローする方策が不十分であったと気づいたところ。また、国民からの信頼で成り立っている制度であるため、信用失墜による影響は計り知れないと感じた。	今後、同様な事故が二度と起こってはならないことから、被保険者によっては50年以上もの期間を遡正に管理しなければならないが、被保険者等に頼ることなくあらゆる履歴をシステム管理する方策を構築すべきと考える。
3465	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	第三者委員会のあっせん結果の積向により妥協処理はよくない。時間がかかっても一件づつ今までどおりの処理をすべきである。	月末まで勤務していたにも係らず、月末喪失年月日になっていたが、事業主、被保険者が承知していたので問題になるとは認識していなかった。平成5年頃	事業主、被保険者双方が承知しているので、特に対応は考えていなかった。 月末喪失の場合は、出勤簿等の確認または添付が必要である。
3466	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	存じません。		認識していない。	
3467	地方庁	社会保険事務所課長級以上		未統合となっている記録について、引き続き「本人の記録か」確認作業が必要	コンピューター管理であり、記録収録等で誤りがあるとは思わなかった。統合記録は平成9年より順次作業を行っているが、記録の整備がこれほど係っているとは思わなかった。年金記録の管理体制を信頼していたので、この存在について、年金問題で判った。基本が崩れ大問題である。	お客様の話をよく聞き、出来る限りの調査を窓口で行った。多くの未収録記録や整備が遅れており調べることが出来なかった。また事業所記録がOOで登録のため事業所名も判らない(現在も)。見直しが必要と思う。
3468	地方庁	社会保険事務所課長級以上	基金記録と社会保険庁記録の不突合	色々な問題があるが、現在、一度にあらゆる事をやっているろで職員も混乱している。優先順位を付けて、一つの問題がある程度片付いてから、次の問題に進んでほしい。 これから、紙台帳との突合等色々な作業があるが、今の職員は、台帳に慣れていないのでOBをもっと活用してほしい。 また、厚生年金基金との突合が始まるると、年金額がさがる方が多数出てくると思われるが、作業に入る前に対応を示してほしい。	未統合の年金記録があるのは、基礎年金番号がスタートする前から分かっていた。その頃は、本人の年金請求時に詳しい聞き取りをしないと洩れてしまう可能性があると思っていた。	基礎年金番号がスタートした時に、このような問題が発生することは分かっていた。もう少し早い時期に取り組みをしていれば、このような大きな問題にはならなかったと思う。
3469	地方庁	その他(社会保険事務局)				
3470	地方庁	社会保険事務所課長級以上	過去の台帳にはフリガナを書く欄がない上、みみずのような横け文字で書いてあることが多く、また報酬も等級で記入してあったりして、正確に収録するのはそもそも不可能であったと思います。	完璧な方法はわかりません。お年寄りの方は会社名を知らせても思い出せない方もいます。	未統合記録が多数あることは感じていましたが、過去に年金給付課にいたときは、年金請求時に共通090の名寄せ作業及び記録照会作業を行っていたので、ある程度は解決していけると思っていました。 ところが、年金問題が表面化する数年前に本庁から、個人記録か何かの都合で本人申し出以外の記録についてはこちらから知らせてはいけない旨の、まるで的外れな通達が来たようなことを	名寄せ作業等で本人が忘れている記録も探そうとしていましたが、今になってみると氏名等が不完全なものがかなり多かったことを知り、残念でした。 反省点は、(6)のように最初の台帳(を書いた人たち)は将来これをもとに年金を支給することをちゃんと考えたことがあったのでしょうか・・・と思います。
3471	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	紙台帳の記録を早急にデータ化しWMに登録する。その上で記録がない場合の対処法を個別具体的に決め、対応する。	未統合の記録が多数存在しているという認識。 4年程まえに年金相談をしていた際に、相談者に聞かれたとき。	未統合手番がある場合は本人確認のうえ統合を行った。 手番がWMに登録されていない場合は、紙の記録をWMに登録する必要があるが、紙台帳が不鮮明であったり、誤っている場合何が正しい記録なのかわからない。記録が確認できなかった場合には記録がないと回答するしかない。 また、脱手記録については本人領収印等の証拠がないため、支給された覚えのない人には説明ができない。 1億を超える被保険者・受給者の個人データを40年以上に渡り、紙媒体で管理しようとした事自体が間違っていたのではないかと感じる時が多々ある。 また、過去の記録について誤りを指摘されても、その誤りを検証する手段がない。届出を永年保存とするか、定期便のように定期的に本人記録を直接本人に通知する必要があったと思うが、どちらも莫大な費用がかかる。 現行の国民年金・厚生年金・共済年金の年金制度を前提とした場合、記録問題を100%無くすということは不可能だと思う。
3472	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	国民の声にしっかりと耳を傾け、未統合手番が無いか調査する。	第一優先で対応すべき問題。 マスコミで報じられ、知りました。	休日出勤した。 法令遵守していなかったのが反省点として挙げられると考えます。
3473	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	無し	年金記録問題は、地道に解決に向け進めるのみであると思います。 また、法改正とシステムの改善が必要と思います。	年金記録問題で全ての人を救済することは、現状困難である。	現在年金記録問題に関し、年金記録確認申立等の業務担当をしているが、厚生年金特例法など、事業主の立場から見たとき、社会保険庁側から見たとき、あっせん結果等において申立人の意向が尊重されすぎであり、不公平である。不自然な場合もある。
3474	地方庁	その他(社会保険事務局)		地道に今までどおり調査するしかないと思う。	過去において相談窓口で記録の訂正や、追加等はあったが、その時点で解決、判明したので特に混乱や苦情はなかった。ただ、表面化してからはかなりの記録が判明したので現在のような状態になっているのでもっと、過去に丁寧に対応していればよかったのにと言う感覚です。記録問題を確認したのは年金給付課に配属になった平成16年4月頃。	マイクロや名簿等で調べて判明しなかったときには期間照会を促すなどした。ただ、今のように設備が整ってなかったので十分に判明できたかは不明。機械化した時とかもっと今までに対応できていたのではないかと不信感はある。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3475	地方庁	その他(社会保険事務所)	昔、コンピューターから出力した、記録で不要になった用紙をふつうにゴミ箱にすてていた男性職員がいました。個人記録が表示されていたかは忘れてしまいましたが、いいのかな？と当時思っていました。	用紙出力がしなくていいように、WMの画面を今の2画面だけでなくて、いくつも画面が使えるように、システムの改善してください。ただ、お金がかかると言って聞いてもらえませんが。	年金記録照会の担当になった時、8年ぐらい前です。システムの不備でこうなっていると思っていました。	氏名に関してはありとあらゆる読み方で検索して、判明したものは統合処理を行った。機械化されたときに漢字を優先に登録すべき、会社の屋号とか業種とか詳細を機械化すべき、厚生年金被保険者の住所の登録等
3476	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
3477	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3478	地方庁	その他(社会保険事務局)	事務局のみ一年半の在籍なので、詳しいことはわからないのですが、 誰のものか特定できない年金記録が多数存在していることは知っています。 紙台帳から社会保険オンラインシステムに移行するときに、社撰な転記が行われていたため、もらえる年金がもらえなくなる等の障害が発生しているようです。	誰のものか特定できない年金記録については、できる限り範囲を狭めていき、最後は個別に電話するなどして、誰のものか特定できるようにした方がよいですし、どうしても分からない時でも、お客様に不利益にならないように、年金を支給する方向でいくしかないと思います。	特定できない年金記録を照合して特定できるようにするには、専門知識を持つ職員がたくさん必要であるし、膨大な年月が必要であると認識していました。 実際に年金業務支援などを行うようになった20年12月頃からその問題の存在を深く知りました。	実際に年金業務の支援などを行い(事務所所属はないため)持ち主の特定できない年金記録については個別に電話をする等して、ひとつでも多くの年金記録の特定を行ってきました。また、その前提として、特定できない年金記録の照合作業を行ったり解析作業を行ったりしました。 そのような問題に取り掛かるにあたって、当時にミスをした職員がすでにいないこと、今は経験に乏しく作業をスムーズに行えない職員が多数いるため、手間がかかり余計に時間がかかってしまっています。 したがって、年金記録業務にあたる職員は経験のある職員を多く使い、経験のない職員には常に教えられる状況を作る方がよいと思います。その ような状況を作り出すことが結果的に作業を効率よくこなせることにつながると思います。
3479	地方庁	その他(社会保険事務局)	一般に知られている以外には知りません。	今までどおり、個人個人に対して確認してもらう方法になると思います。	年金記録問題については、個人個人が自分の記録を記憶していない場合には完全な解決は難しい問題だと認識していました。 年金記録問題を知ったのは、社会的に問題になったここ数年です。	お客様に対しては、できる限りの情報を知らせて記憶を呼び起こしてもらうよう努力しました。 年金記録問題については、現時点から考えれば、制度設計自体に問題があったと考えます。コンピュータの整備されていない時代に何十年も記録を管理しなければならない制度にしたことが原因ではと思います。
3480	地方庁	社会保険事務所長	わかりません。	可能な限り早期に記録整備を行うべきと考えます。 方策としては、片手間に記録整備(調査・統合)を行うのではなく、一気にしかも多量に人員配置して行うべきと思います。 本県においては(も)、記録照会センター設置や、事務所では記録調査・再裁定チームを組んで対応していますが、テンポが遅いと感じています。特に事務所においては、専従態勢ができないことから、自分の所掌する業務を遂行しながらであることから仕方ないことかもしれません。 従って、早期解決(処理)を目指す観点から、処理場所を事務所外に別途構え、かつ多くの処理人員にて対応すべきと考えます。処理するに当たっては、専門知識も必要なことから、社保OB採用(ボランティア)も一方策と思います。特に、OBであれば、当時のことを詳しく覚えておられることから、良いのではないかと思います(実際は厳しいのですが…)。	庁からの「通知・通達」等に基づく事務処理等を行っており、問題ありとの認識はありませんでした。 マスコミ等の報道を見聞きし、問題が存在することを知りました。	お客様(受給者・被保険者等)の立場で、申出期間はもとより、他に情報(記録等)がないか調査等を取組みました。 前述のとおり、当時は庁通知等により処理等を行ったつもりですが、少しはローカル対応(地元解釈での処理)があったかもしれません。
3481	地方庁	その他(社会保険事務局)			就職時に全職歴を隠して申し出る人がいると、年金番号が宙に浮く。基礎年金番号開始前でした。	住所登録も無いとき「私ではない」と言う者への対応は不可能だった。基礎年金番号の開始で住所登録が始まり改善されたが出生時に付ける背番号制でないと完全ではない。
3482	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に無し。	特に無し。	本人の記録に結びつかない年金記録が5000万件あるというマスコミ報道には、自分自身まったく知らされていなかったので驚愕しました。	早急に紙台帳分をマイクロ化・あるいは、WMに照射できるようにしなければ本来受け取るべき年金を受給せずに亡くなってしまう方が多くなるのを懸念します。 国民の大切な財産である年金記録を隠蔽していた社保庁幹部に対し憤懣やるかたない気持ちでいっぱいです。
3483	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	経験と能力ある人員での、処理体制が必要だと思います。	正しい処理がされていれば、有り得ない問題だと思います。 報道、新聞等で知った。	お客様の立場になり、納得、安心していただけるよう、問題解決に努力した。 正しく事務処理がされていない、きちんとした説明がされていない、その時点で解決できるものをしていなかった点が考えられると思います。
3484	地方庁	社会保険事務所長	○事業主確認 従業員を雇用するにあたっての戸籍等確認なし 年金記録の氏名、生年月日の相違は、本人による詐称が多く 特に女性の割合が高い。(若年令での雇用を望むため) ○国民年金の夫婦の一方が納付 二人分の納付ができない。このため、どちらかを納めたい。 このようなケースで給付を考えて納付することがある。(旧母子年金) ○公示もやむなし 記録確認を本人の記憶と突合することから、初めから難しい問題。 上記の例からも必ず特定できない記録は残る。	○プロジェクトチームも 体制を考えた場合は、現場での処理対応では限りがある。 業務業約、アウトソーシングで現場は完全に対面業務になるとは思えず、きめ細やかなサービス提供にも危惧する。 その中での記録調査業務は疲労感と疲弊を感じる。達成感を味わうことは難しい。 ○確認行為システムの早期実施	○承知したのは年金窓口 年金相談対応で記録をWM確認すれば本人に聴き取りを行うも否定される、或いは思い出せないという記録が残ってしまうこと。 ○この問題がマスコミに掲載 旧台帳、マイクロ管理等思いもよらない件数が公表されるにいたって 多くの職員が知らない管理になっていた。	○現場では誠意を持って お叱りも当然であり、記録、制度説明に対応 制度の根幹に関わる重大な問題 ○早くから本人への確認行為を 届出主義のマイナス点は待ちの行為だと思います。制度、届出の勧奨PRを徹底し、市町村、事業所等との協力のほか、すべての国民に記録確認をするための方策を実施してこなかった。
3485	地方庁	その他(社会保険事務所)		問題解決のためには今まで以上に人員と予算配置(特に現場)が必要。また、今後新たに発生させないための窓口等での本人記録確認の徹底。加入期間、事業所名など記録確認が容易に行なえるようなシステムの構築。	MWで確認不可能なマイクロ、カセットで管理されている記録が放置されていたことは反省すべきこと。 年金給付課に配属された平成2年当時は本人の申出がない限り記録を確認することはできなかった。	窓口での記録確認を行なうため、なるべく本人の来所を求める。可能な範囲で情報提供する。 特別便、定期便を実施する前に、特殊台帳(マイクロ)記録、カセット収録記録の整備を行なう必要があったのではないか。
3486	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	組織解体、民間経験者の大量採用というこの問題解決の母体となる土台はできたようなので、あとは、期間調査・年金給付業務のスキルを全職員レベルアップ。しかしながら、そうなりたいと思う気持ちがある反面、通常業務と平行して取り組む余裕がないのが実情。職員の意識情報を集約・分析し、常に職場状況の把握にも努めて、環境改善に取り組んでいく姿勢も必要である。	平成7年からの職務遂行以降社会保険事務所の業務として、「厚生年金期間照会」を担当する職員が当たり前に存在し、その者から手ほどきを受け同様の事務に携わった期間があり、その手順にて調査を実施することで、期間の有無及び正否が判明するものであると認識していた。 (それほど重要な問題との認識は持っていなかったのだと思う)このような膨大な記録収録漏れ、収録誤りが存在することはこの記録問題が勃発して初めて知った。	正確に管理、運営されていたと思っていた国民の記録がこれほどずさんに扱われていたことに、憤りを覚えたと同時に、自分の仕事に向き合う姿勢を見つめ直すことができたと思う。また、過去の記録照会業務で応対し記録判明に至らなかったお客様の記録も、当然含まれているのだろうと推測できたので、記録判明に向けての取り組み方、調査手段・方法を早期に習得できるよう心がけた。
3487	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金手帳の交付が幾たびも行われたことがまず問題です。なぜ、統一できなかったのか、市区町村での年金保険料納付の統一化をなぜしなかったのか。 現在でも、国民年金の他手番で住所記録の無いもので画面上確認不能である記録はいかがなものかと思います。情報処理の浸透性があまりにも軽率すぎる。バラバラである個人の記録はお気の毒です。 厚生年金保険なら以前は会社の給与から天引きされていることは知っているが、実際に社会保険事務所の窓口で確認すると記録の事実が相違している等、ご本人も混乱されるということは行政ではあってはならないことで、信用していないと言われても仕方がありません。窓口で別にあなたを攻めているのではないと言われても、攻め倒される事実は多分にありました。非常に怖かったがやはり、かわいそうで、何とかしてあげたいと常に考えます。 また、年金の改ざんのあり兼課した事実はやはり考えが及ばないところです。 早く、正常な記録にしてあげたいものです。 この問題ははっきりいって年金相談をはじめたころから気がついていましたが、国会で取り上げねんきん特別便、定期便で昔の記録で、お年寄りは会社名は、思い出せない人がいるので、会社名などを記入した手紙を送り回答を求めると、解決できると思う。	宙に浮いた年金記録が本人の記録とつながるよう努力した。
3488	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	高齢の方で、納付期間が不足し、年金を受給できないのでねんきん特別便は、回答しないとの答えも聞いたので、納付期間を短縮したら解決する問題もあると思う。		
3489	地方庁	その他(社会保険事務局)		まだまだマンパワー不足だと思いますのでマンパワーを増やすこと。 業務センター及び各都道府県のマイクロ等のWMで確認できないデータをどこでも確認できるようにすること。	年金は生活していく中で大切なものであり、本来受給できるものがもれ等でもらえなくなることはあってはならない。 少しでも早い改善をしなくてならない。 問題は公共の電波により始めて知った。	お客様の声に耳をかたむけ、記録改善に少しでも早く対応しなくてはならない。 それには調査、記録整備等に時間をかけないよう進める。 反省点としては、マンパワーが足らないと思います。
3490	地方庁	その他(社会保険事務所)	承知していません	特別便未回答者に対する調査	年金請求時に記録確認をしているので大きな問題になるとはおもっていませんでした実際窓口を担当すると会社の採用条件をクリアするため年金手帳を提示しなかったり生年をいつわっているケースがあることお知りました、平成17年ころです	生年月日をいつわっているケースは職歴確認をきちんとすることでかなり改善すると思いますが短期間の勤務では会社名お覚えていない方もおられます。ご本人と決め付けて記録の整理をすると後日別人から照会があったときまた問題になります。完全に整理できる自信はありません。 住民票コードのようなものを年金番号としていただければと思います
3491	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし	年金記録の変遷知識のある人による調査	覚えていません。	(反省点) ・年金裁定時の記録整備 ・基礎年金番号付番時の整備不足
3492	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		年金給付裁定時に整備するものと考えていた。年金記録の不備については、平成8年頃に知った。	被保険者に連絡し、時間があれば、社会保険事務所に来所して、年金記録の整備をするよう勧めた。 反省点としては、年金記録を紙台帳からコンピューターに移換させる時に移換内容をよく確認するべきだったと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3493	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知っていません。	カセットオープン等早急にしないと、解決するのに困難になると思われる。(カセットオープンしてない記録は、高齢者の方が多い)	年金請求時に記録の調査を行なうので、大丈夫だと考えていた。	現場で現業処理をやりながら、この問題を解決することは非常に難しいと思う。 年金制度発足からおきていたこの問題を、この1～2年で解決することは･･･？
3494	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし			
3495	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3496	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3497	地方庁	社会保険事務所長	なし	とにかく信頼回復のため、手番となっている記録の判明に全力をつくすべき。	期間照会として受付し、申出期間について調査していたが年々調査件数が増え、かなりの人手が必要となってきた。このような状況が今後年金を受給する者が増えていくのに比例して、調査件数はますます増加すると思った。	今でこそ紙記録等をデータベース化し、捜しやすくなったが当時は手作業で根気の要る作業であった。調査担当者の知識レベルの差異で申立期間の有り、無しが左右されたのかも知れない。実際私の両親も期間の調査願を申請したとき、当初は「無し」との回答であった。しかしながら両親が同じところで勤めていたこと、また、当時比較的大きな会社であったことから再度申請した結果、両方とも「期間あり」の回答であった。
3498	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	残っている記録には、旧姓や事情によって偽名を使用されたりしている記録等がありますし、高齢の方は忘れている方も大勢いらっしゃいます。また、判明したことにより、障害厚生年金や遺族厚生年金は減額となる場合もありますので、これといった良い方策が浮かばないのが現実です。	年金記録問題について、年金額に直接関係することなので、あってはならない問題だと認識しておりましたし、そもそもそんなことは無いと思っていました。 記録問題の存在を知ったのは、マスコミ関係で年金記録問題が取り上げられてから知りました。 それまで、そのような問題があるとは知りませんでした。	記録問題で相談を受けた場合は、詳細な情報を本人より聞き出し、記録判明に繋がるよう対処した。 そもそも年金記録問題は、昔は年金についての法律があまり理解をされていなかったのが原因の一つと思われる。健康保険は保険証が手元にあり、医療機関を受診することによって、加入しているのが実感できるが、年金の場合は短期要件に該当しない限り、60歳以降で受給するものであるから、時間がかなり経過しているため、勤めた事業所が社会保険適用かどうかもわからず、適用外の事業所でも働いた事実があれば、厚生年金はあると思われている。 また、紙台帳から機械化されるときに、氏名や生年月日が誤って入力されていたのが大量にあったことを、今になって知らされているので、もっとその当時精査をきちんとするべきだったのではと反省される。
3499	地方庁	その他(社会保険事務局)		一件ずつ地道にやっていく事だとおもいます。	マスコミで消えた年金ということで報道され始めたころからで、国民年金の納付をしたのに未納になっていることが一番解明が困難なことだと思っていました。	過去に市区町村を通じて納付勧奨や保険料納付の協力をお願いしていたところであり、社保においてするべきだったと思います。
3500	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	事実を国民に認識してもらうこと。 一方的なマスコミ報道により「全て社会保険庁が悪い」と認識されてしまっている感があり、余計な感情を懐かせ、混乱させられているように感じる。	オンライン化以降の業務経験しかないが、厚生年金保険、国民年金の適用業務を行なっている中で、過去の記録が不備であるために事務処理が中断されることはあったが、ここまで大きな問題になるほど不備記録が数多くあるという認識はなかった。	当時判明した不備記録は正しいものに補正作業は行なっているが、これほど不備記録があると認識していないため特段の対応はしていない。 現時点で考えた場合、オンライン化前の事務処理について携わった経験がなく、詳細な処理方法については承知していないことから分かりませんが、処理方法・体制等に問題があったことは
3501	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	年金記録問題検証委員会で報告されている問題点が記録問題の要因と考えています。世間一般に知られていない問題で知っている事象はありません。	未統合記録の問題においては、フォローアップの迅速化が求められますが、現在依頼を行っているように、市区町村のもっている福祉情報等からの連絡先の情報把握が有効と思えます。情報提供については、自治体からも法的な整備を求める声が多く上がっており、法制化が無理であれば、免除等の税情報提供の際にとられたように、通知による覚書等を結んでの情報提供の方策を早急に行う必要があると考えます。また、年金記録の正確性の確保の面でも、自治体からの情報提供が有効な方策であると考えます。 なお、今後の主な対応である、旧姓情報による黄色便、再裁定処理の迅速化、定期便の相談体制、統合懐とコンピューター突合、第三者委員会申立事案などについて更に強化することが大切な方策となります。	平成19年2月に報道等で記録問題があることを知りました。基礎年金番号への一元化移行後、統合されていない記録等があることは若干認識していましたが、オンライン化の際のデーター作成や年金管理システムの不備等種々の事由により、膨大な記録が未統合のままであることを知り驚きました。 記録問題は年金制度に対する多大な不信感を国民の皆様に与える問題であり、早急に解決に向け努力することが、急務であると考えました。	現在は、事務局で記録問題解消への体制づくりや事務支援を行っています。また、特別便発送当時は事務所の第一線でお客様対応にあたりました。現場ではお客様ひとりひとりに対し丁寧に応対し、一人でも安心していただくことを心がけ全所体制で臨みました。 反省点とすれば、記録のデーター化の問題、統合システムの不備の問題、裁定時主義という事務処理の基本的問題等、組織及び職員の認識不足や基本的姿勢の問題が挙げられます。 なお、今後の記録適正化のためには、被保険者の所在地情報や税情報等と年金記録の整合性を図ることが有効であり、税務関係及び地方自治体との協力連携について推し進めていくべきと考えます。
3502	地方庁	その他(社会保険事務所)	今年の10月あたりから、他府県の照会に関しても調査して回答することとなったが、兵庫県に聞いていえば、単純に記号番号でマイクロ検索できないケース(仮番号で収録)尼崎社保管轄のマイクロの収録がうまくいっておらず、直接カセット番号がわからないとマイクロ見れないケース(35年以前組合だったと思います)、35年以降の記録で原票自体が存在しないケース(紛失？)がある。 その事実を知ってるものであれば、直接名簿をめくる、もしくは会社の名簿(組合等から退職者の名簿をもらっている？)で調査できるが、知らなければ該当記録なしで回答する可能性がある。 他府県でも、独自の事情があると思われるが、その事実をお互いに共有しているとは思えない。共有しても熟練しないと、時間がかかる)しかも、記録を探しているのが短期でやめることがほとんどのアルバイト職員。 記録調査は経験により培われる知識と勘が必要であり、また時間も膨大にかかる。それを、いつまでにしなければと、期限だけを重視する方針であれば、現在、また将来にわたり、新たな記録	また、他府県分の調査は時間がかかり、確実かどうかも判断が難しいため、非効率だと思います。 また、経験とやる気のある正規職員に、じっくりと記録を調べて回答させてほしい。いくら、パソコンにデーターを収録しても拾い出せない記録はある。 圧倒的に、職員の数が足りない。 最後はマンパワーしかないと思う。それも、数ではなく仕事に熟練した人のパワーだ。熟練した職員を育てる環境を整備する必要があると思う。 迅速性ももちろん、必要であるが、存在する記録を見つけられなければ、第二の記録問題がおこりかねない。 目に見える数字だけでなく、問題の本質を改善できるよう働きかけていかなければ、本当には解決しないと思う。」 今、このときにきっちりと整備しておくことが、国民の利益になり、また年金行政の信頼回復につながると思う。	問題を大きさを認識したのは、記録の調査の係りに配属されてからです。 私たちの世代からすれば、どうして、今までほっておいたのか、また、できるのにしなかったのか疑問に思う。 確かに、戦時や自然災害で名簿自体がなくなってしまっているものもあり、確認がとれないものがあるのはわかるが、今まで、把握していたのに手をつけなかったもの、把握しようとしなかったものもあり、それを掘り起こし、正しい給付をするために膨大な時間がかかり、国民の皆様にご迷惑をおかけしていることを本当に申し訳なく思います。	記録調査の係りに在籍していたときに、とく別便対応のために3ヶ月更新の派遣社員を雇用して職員同様の仕事をしてもらっておりましたが、3ヵ月後更新するのは、3分1程度のため、せめて直接雇用にしてほしい(そのほうが長期で勤めてくれる人が多い)とかけあったり、もっと、上記にあげた他府県調査の危険性などの問題点を上司に伝え、改善を求めたり、非正規の方に仕事を教えるときにも、丁寧に、やりがい(記録調査の仕事の重要性を理解してもらうなど)をもって働いてもらえるよう指導した。 反省点は、改善されなかったことが多数あったが、改善するまで、異動などもあり、いい続けることができなかったことです。
3503	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	「一人残らず」をどこまで貫くかですが、一定の時期がきたら、世論の状況を見て責任者が謝罪するのがやむをえないと思います。 幕引きをしないと、いつまでも記録関係の費用がかかり続けてしまいます。 しかし、国民の多くが強く望むなら、「一人残らず」解明するまで今の状態を続けるべきです。	私は健保や国年の経験がなく、記録についてはもっとしっかり事務が行われていると思っていました。 わが国には、いわゆる納税者番号や米国の社会保障番号に相当するような、個人を識別できるものがないので、制度上の不備かもしれないが、国民の大勢が合意得来ているとはいえなかったので、現在の記録問題が出てもやむをえないと思いました。	当時は、収納率、納付率向上が至上命令でした。 よって粛々と事務を進めてまいりました。 この問題の反省点は、もっと早く国民の皆さんに記録の確認のお知らせをすればよかったと思いました。
3504	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	最優先で取り組むべき。ただ、平常業務の傍らで行っているので、記録問題専門の人材を確保するべきだと思います。	国民からの信頼に関わる大問題。基礎年金番号に統合されていない記録があるのは、仕事をしている中で分かっていたが、WMに登録すらされていない記録があるということは、記録問題がマスコミで騒がれ始めてから初めて(2年くらい前)知りました。	最後までやり遂げるつもりで対応しております。以前は、「最終的に年金受給手続きをした際に記録が確認出来れば良い」と思っておりました。 そのような考えが、結果的に「宙に浮いた年金」に繋がってしまったと思います。 ただ、年金番号が1人について2つ以上存在するケースの問題の外、記録自体が確認出来ないケース、標準報酬の改ざん疑いの事例については、今まで被保険者本人が確認する術が無かったというのが今考えると反省点というか問題点であったと思います。が、この件については、一職員の立場ではどうしようもない部分だと考えます。
3505	地方庁	その他(社会保険事務所)		ご本人様や各公共機関のご協力をいただきながら、未判明の記録を無くす。	平成19年6月にTV報道されてはじめて知りました。	窓口応対では記録の確認を本人にしていただき、不明な記録については、期間照会を預かり、本人の納得いくまで調べるよう心がけた。
3506	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じない。	記録の照会について、即答できるべく、記録について完全に整備する。	認識してない。	
3507	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	今は、特別便や定期便といった通知を送り、受給者または被保険者からの反応をお待ちするというかたちで、未統合の手番を減らす方法がとられているが、受給者または被保険者からの反応をお待ちするだけでは、そろそろ限界がきているものと思われる。 加えて、既に回答をいただいているものが本当に正しいものなのかも疑問である。本人の思い違いや失念の状態のまま「記録に間違いなし」という回答をしている方は、相当数いるものとも考えられる。 そこで、今後については、未統合の手番について、ひとつひとつ精査し、可能性のある方に対し、こちら側から電話や訪問するなど、アプローチをかけることにより、確実に未統合手番をなくしていく必要があると思われる。(基番記録から抜けている手番記録を探すのではなく、手番記録から持ち主を探していく方法) そのためには、かなりの時間と労力がかかることは言うまでもないが、最終的な問題解決には、	採用当初より、未統合の手番が多数存在することは知っていたが、当時の考え方は、年金裁定請求時に加入記録を確認し未統合の手番を探せばいいという考えの下に、事務処理が行われていたように思われる。	被保険者の方々から保険料を徴収しているにもかかわらず、給付の基となるその記録の管理は徹底されていなかったという、根本的に保険者としての自覚が足りていなかったものと思う。
3508	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません		よくわからない。 報道により	問い合わせに精一杯答える。 郵便などしっかり準備をして送付するべきだった。
3509	地方庁	その他(社会保険事務所)	手番記録に対して氏名や生年月日の相違が多いと思われますが一般的に社会保険側の転記誤りや入力誤り等、行政側のミスで報道されていますが記録の中には被保険者が偽名や生年月日を偽ったもので取得されている人もたくさんいるとおもわれます。この件については偽名や生年月日を偽った本人が名乗りでないかぎり、わからないため解決は困難かと思います。	まず国民にこういった事例があることを知っていただくことが必要かと思います。 そして未統合記録の整理がこういった問題等により終わることが不可能ということを国民が認識すれば厳しい状況も変わるかと思います。	平成9年の基礎年金番号が導入された時に統合するべきものが統合されなかったため記録問題の始まりだと思っています。 時期は仕事をはじめた頃です	年金請求の時には氏名検索などで確認し対応して来た。 平成9年の基礎年金番号導入時、市町村などいろいろなところに協力をお願いして国民全員に徹底的に周知し提出させていれば未統合記録の数を減らせたかと思います。
3510	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特になし	未統合手番の解消をめざし、一件一件丁寧に確認作業を行い、回答していくしかない。コツコツと忍耐強く続けること。	被保険者で複数の年金手帳記号番号を持っておられるケースがあることは、昭和46年4月以降健保・厚生年金の適用課に配属されてから知りました。	手帳記号番号の重複が分かったときは、事業所等に重複取消届の提出を促し、提出のあった届書に基づき処理をしていました。 しかし、資格取得届の作成は、事業所の担当者が本人から過去の厚生年金手帳の記号番号を聴き取りし、本人が記号番号はないと言えばそのまま新規で届出されているケースも多くあり、当時氏名索引等機械化がされていない手作業の時代は、社保でも確認できず、そのまま重複で払い出しがされる結果となっていたように思われます。 その当時においても、社会保険に関する月々の広報紙を毎月各事業所に配布し、その中でこうしたことについても周知をしてきたところではありますが、年金手帳の重要性や個人で保管することの大切さ等について、もっとPRに力を注ぐべきではなかったかと今反省しています。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3511	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	誤っていると思われる記録に関して、何らかの裏づけができるのであれば記録の訂正を広く認めていくべきだと思う。 ただ、会社が不正に実際よりも低い報酬を届出していたようなケースも見受けられるので、今までできっちりと保険料を納付してきた人との公平性を保つためにも 本人からその報酬に見合った保険料が徴収されていたという事実の確認はきっちり行うべきだと思う。	年金記録問題は、現在に始まった問題ではなく、年金制度ができてから現在に至るまでの長い年月にわたって様々な誤りが積み重なって生じてきた問題であり、それゆえ問題の解決にも長い時間と労力を要するものと認識している。 年金記録問題の存在は、採用から1年後くらいで報道等で記録問題が取り上げられるようになってから知った。	過去の記録については、既にねんきん特別便やねんきん定期便を送付して各個人に確認していただいているところなので、訂正を要すると考えられる部分を徐々に訂正していくしかないと思う。 その上で、今後また同じようなことを繰り返さないよう入力処理後のチェック体制の強化や不適正な処理を防止するための届出内容の確認・調査体制の強化をしていく必要があると思う。
3512	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	社会保険事務所窓口でよくあったこと。 年金請求のお客様が、短期転職を繰り返され、その度に新しい手帳番号を取得されていた。 理由をお聞きしたところ、面接の際、「初めて勤めます」と答えていたと。 20程度の手帳番号があっても、1～3か月の勤務期間で「会社名は覚えていない」ため、統合することができなかった。			
3513	地方庁	その他(社会保険事務所)	どこまでが、世間で把握していて、社保庁が情報を出しているのかは個人的には把握できませんが、ここまでの大問題なのに政府・厚労省・社保庁・事務局としての広報・制度周知が少なすぎると思います。	通知を送って、詳しい説明書を同封しても、長い社会保険の歴史や、年金・報酬制度が語られているわけではないですから、本人と制度の認識の違いは埋まらず、結局疑問が解消されず来所されます。報酬では保険者決定をすれば、当然実報酬と標準報酬の違いも出ますし、算定は当時5・6・7月平均で10月決定になりますから、本人報酬との違いは発生します。こういった政府広報番組を、テレビ側でなく国主体で放送していただきたい。また、社会保険未加入事業所、算定未提出事業所、国年未納者(差押)等の、問題点もしっかりと説明し、それに対する取り組み・罰則も広報していただきたい。第三者委員会から間接的に未加入事業所の問題点の指摘したテレビ放映などもありましたが、制度問題伝達が全て「テレビ・新聞・他機関」では本来の伝えたい・伝えなければいけないことができていなく、はがゆく思います。	平成6年入社当時、期間調査業務に携わっていた時、大事業所名簿から被保険者を調査していましたが、年金番号化されていない記録が多数あることは気づいておりました。調査もその人の技術や、資質により見つからないことも多数あるのは本人に不利益な事だなと思っておりました。 また、当時の氏名・フリガナ入力がおかしいのも気づいておりましたが、「これはヒドイ」と印象を持ちつつも、記録が判明したからこれは解決したのだと重要視しておりませんでした。	当時の有志でワープロに全事業所・全従業員のデータを打ち込んで検索かければ探すのが確実で便利だねと話して、実行しようと思いましたがあまりにも壁が多くて断念した記憶があります。現在の検索システムは非常に便利ですが、やはり時期が遅すぎたと思います。皆漠々とは気づいていたのでしょうが、やはり声を上げなかった事が、自分も含めて組織の反省点だと思います。期間調査は、いいかげんな人の調査では見つかるものも見つかりませんし、調査技術がない事により見落とすこともあります。また、当時の勤務先名称と実際の社会保険加入名登録も違うことがあります。現在の名寄せ便で苦慮しているのはここが大部分でないかと思います。私がいた事務所では調査担当へは「マニュアル」はもちろんの事、調査する際の「心構え」を配り、1件の重み(他人の調査でも、親の調査でも価値は一緒)を教えました。自分の親・恋人・怖い人だったら一生懸命で確実に調べるでしょうが、他の普通の人の調査であっても同じ心構えが必要ということです。現状は、とにかく回答する事(命令で期限を定められて)が第一になりすぎて、調査の方法・回答の方法があまりにも雑でサービス低下としか思えません。時が経てば落ち着く案件でしょうけれども、新機構になったからには、新年1月からしっかりとした調査方法・回答内容でなければ「結局、社保庁と変わっていない」との印象が早々につきますので、職員・アシスタント
3514	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	事務所等では自分の担当業務がある中で年金記録問題へ対応している状況なのでなかなか処理が進まず、どっちつかずの状態になっていると思われるので、記録問題に関しては専門の係をもうけて集中的にこなしたほうがよいと思います。	社会保険事務所に採用になり期間照会の業務をやっていたころ(昭和60年)から知っていたが、本格的には、基礎年金番号導入時(平成9年)で、年金記録問題というか最終的に年金を請求する段階で記録を統合するのでいいのかなと安易に考えていました。ただ、問題が大々的に報じられてからは、以前から少しずつでも対応していればこんなに大きなことにはならなかったと思います。	お客様の立場に立ち、少しでも記録が正常になるように心がけ期間調査等に取り組んできましたが、いかんせん内容が古すぎて調査使用にも出来ないものが多く時間が経過しすぎていると思います。問題については、過去のことを言ってもしょうがないけど、社会保険制度が出来てから以降、記録に関しての重要性、危機管理が甘かったんではと思われます。今でこそ期間照会のことが重要視されますが、以前は会議等の話題にも上がらず、年金相談及び期間照会は、謝金職員等が多く配置され、まかせっきりだったと思います。基礎年金番号を導入してから以降でも記録問題に対して今のように取り組んでいれば、少なくとも今のような結果にはなっていなかった
3515	地方庁	社会保険事務所課長級以上	総報酬制が導入される以標準報酬を減らしその分賞与でカバーしている事業所があった。保険料対策と思われる。法律上どうだったのか。また、従業員には将来の年金への説明はあったのか。	年金に関心のない者の多い中で、単に文書の送付のみでは解決できない。 回答の無い者については、戸別訪問しかない。	庁での旧台帳の未整理が1500万件を超えると知って驚いている。	請求行為のない記録を放置していた事が問題。コンピュターが導入された時点で何らかの手が打てなかったのか。先送りにしたのが問題である。
3516	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3517	地方庁	地方社会保険事務局長	知りません。	現在実施している確認事務処理を徹底すること及び今後予定されている コンピュータ収録記録と台帳等の突合作業等の結果により、本人への確認を地道に実施していくこと以外に方法はないと考えます。	当時の記録の管理の仕方や事務処理のレベルでは、不突合事故等は発生しうるとの認識はありました。	元々年金制度が分立し、記録管理方法等がそれぞれの保険者や現場の事務処理に委ねられていたことや、不突合事故等は一定の確率で元々発生しうるとの認識が余りなく、長期間の資格期間がなければ老齢年金の受給要件を満たさないこともあり、裁定請求時に本人の請求により、記録を確認すれば良いといった事務処理方式で事務が行われてきたことに問題があると思います。また、当時は、事故処理に係る費用が十分に確保されていない等の問題もあったことも確かです。過去の記録については、地道に修正作業をしていくしかありませんが、今後は、過去1年間の納付記録の詳細をご本人に定期的にお知らせすることなどにより、定期的に確認することが、制度上明記され、必要な予算も確保されることが重要であると考えます。
3518	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	北海道庁火災・熱田事務所水害・直方事務所火災等による記録消滅	分かる範囲で記録を整備しているはずだが、今となっては個々に対応するしかないと思う。	不明な記録が何千万件もあるとは思わなかった。大変な問題と思った。 このように大量に記録の不備があることを知ったのは、年金問題が起きてから。	あまりに問題が大きすぎるので個人としてはどうして良いか分からなかった。 紙台帳時代(～昭和32年頃まで)の記録についてほとんど年金を受給する人がいなかったため、また、当時は自分の記録を確認に来る人もほとんどいないと思われるため、チェック機能もあまりなく、記録の管理においてずさんだったと思う。 また、取得時においても一定の基準を設けて手帳番号・氏名・生年月日等確認する必要があったと思う。 国が制度の周知・広報をしなかったこともあるが、1人で何枚も年金手帳を持っている人や結婚によって氏名が変わっても届出をしない人があまりにも多すぎると思う。 その結果、このような宙に浮いた年金問題になったと思う。 国にも責任はあるが、このことは個人の義務の問題でもあるためもっと国民に知らしめても良いと思う。
3519	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	存じません		年金記録を正しく管理しなければ、年金を正しく支払えない。当たり前のことができていなかったことが今回の問題だと認識している。 年金記録問題について、知ったのは平成19年です。	受給者や被保険者の立場に立ち、窓口対応を行ってきた。 長年に亘り、管理していくことが必要な年金記録を過去において、正しく管理できていなかったことだと思う。
3520	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		人員増により対応	特に問題の認識はなし。 問題が存在することを知ったのはマスコミ報道等による。	
3521	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3522	地方庁	その他(社会保険事務所)		特別便を始めとした本人への照会を元に、1件1件の年金記録に向かい合うことしかないと思います。 それには、今現在進行形の業務があるなかで、人手が少なすぎます。	多くは年金番号が統合されていないなどで、発足時国民年金・厚生年金などの年金番号が統一されていなかったわけですから、基礎年金番号導入時に被保険者へお知らせを送るなど努力はしているものの、起こるべくして起きていると思っています。 また、ミスはあってはならないと思いますが、最終的には人の手で行っているので、納付記録漏れ(役場の検認漏れであったり社保の入力漏れ)などの訂正業務は常にありました。	誤りがあったことは事実ですので、記録が適正になるようお客様対応をしています。 別々に発足された年金制度が途中で一本化されたこと、それまでは本人からの申し出がなければ把握ができなかったこと。記録のオンライン化時や地方で行っていた事務を国へ引き上げたときなど、結果的に記録管理の連携がうまくされていなかったことが反省点だと考えます。
3523	地方庁	社会保険事務所課長級以上	わからない		あまりにも杜撰と無責任で憤りを感じた。 年金記録問題がマスコミ等に出たときに知った。	・庁の指示に従い、お客様の立場になって対応しようと心掛けた。 ・もっと早くから記録を整備すべきであったし、少なくとも基礎年金番号ができたときに、今実施しているような方策を講じるべきであったと思う。
3524	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	ありません。	報道等により年金記録問題が社会的に大きな問題となり、できるだけ早期に解決する必要があると思いました。 年金手帳が数冊持っている人がいると知ったのは、年金関係の業務を担当した頃です。また、記録漏れの問題には、ねんきん特別便等の作業の頃です。	事務所では、お客様の立場になって、親身に相談を受けるように心がけて対応していました。事務局へ配置後は、記録確認の業務を出来る範囲で支援作業を行いました。
3525	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	無し	高齢者が多くいますが、年金記録は正確にすべきであり、時間がかかってもやむを得ないと思います。緩和措置をとるとなれば、一見良さそうに思えますが、今後の年金制度への不安が拡大し、ますます信頼回復からかけ離れたものになります。国民に対し、正確性を高めるため時間がかかることを説明すべきであり、記録整備には、制度に精通したOB等を採用して解明に当たるべきだと思います。この際、OBに対し、これまでボランティアも含め協力をいただいてきている経過から、条件はある程度優遇したものとする必要があると思います。	過去に適用業務を担当していた時代は、事故リストの補正を行い、進達していましたが、その入力結果までの確認は事務所では行っていなかったため、正しく反映されていたのかという危惧、あるいは被保険者喪失ファイルも資格喪失の記録がないものが多くあったことを記憶しています。その当時は、今の記録問題という意識はなく、最終的に裁定請求時に全てを補正するという認識でいましたから、地方庁としては正しい補正なり、進達をしなければならないという心情えで業務を行っていました。コンピュータ管理されても、大量の記録不備が露呈したことは、現在の問題ではなく、過去からの蓄積によるものであり、記録問題に対する国民への説明(経過・背景)が大いに不足していると感じると同時に、政治的な責任もあると思います。	自発的な具体的対応は考えておりません。反省点は上記のとおりです。
3526	地方庁	その他(社会保険事務所)	70歳以上被用者届のもれや遅延により、在職調整の対象となる受給者に対し、遡及して停止額がかかってくる問題	現段階では、厚生年金被用者一覧表を使用し、届出もれの事業所へ勧奨して早期提出を求めているが、事業所が提出しなければ、年金額が改定されないため、通常の資格関係届と連動できるようなシステム改善が必要と思われる。(事前に届出用紙を送付できるケースでもないため、事業所が周知していなければ、勧奨してから提出というケースが多い。) 【期待できる効果】 ①事業所等からの届出の簡素化 ②通常の届出の遅延さえなければ、受給者に対し遡及の在職調整がかからないため、受給者とのトラブルの未然防止になる。	平成19年5月。それまでは、未統合記録5000万件がすること自体聞いていなかった。	期間照会があった場合には、1件でも正しい記録を判明できるよう、それまでよりさらにきめ細かい聴取等を行い、記録解明に取り組んだ。また、記録調査方法を期間照会担当者から学び、氏名が未登録の記録や、生年月日が誤っている記録等についても、健保厚年080等を活用し、窓口段階でも記録を確認できることが増えた。 反省点については、そもそも年金制度が統一されていないことに問題があったと思われる。年金番号が複数存在する制度でなければ、ここまで大きな問題にならなかったと思われる。
3527	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じません。		みんなが慎重に事務処理を行っていたはずなのにどうして、という思いでいっぱいでした。残念な気持ちでした。 ひとつずつ早急に解決し、信頼を回復しなければ、と思いました。 知ったのは、テレビ、マスコミ関係で取り立てられたころだったと思います。	早く信頼を回復できるよう、法令遵守を基本としながら住民の立場に立ち、ひとりひとりに一番ベストな状況を提供できるように対応しようとしました。 反省点は、事務担当者によっては、細かいところまで確認できていなかったこともあったのかもしれないと思いますが、実際はどうなのでしょうか。
3528	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	申し立てどおり記録を回復する	覚えていない	被保険者の立場たち懇切丁寧に対応
3529	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	特になし	特になし

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3530	地方庁	社会保険事務所長	年金記録問題については、多分に社会保険庁としての責任が多いことはそのとおりと感じています。 ただ、事業主、被保険者側に起因する事例もかなりの数であるのではないかと思います。 その事例として、何らかの理由があって、本名を偽って被保険者の届出をしなければならない方の適用があります。業種としては、遊戯業、旅館業等に多いと思われます。 また、20年3月までの特別便対応で知りましたが、生命保険業界では、時期的に営業職を増員する時があったようです。その時に、就業実態がないにもかかわらず、知人等の名前を借りて被保険者として届出をしていたケースが見受けられました。	特別な方策は考えられませんが、現在の特別便、定期便を確実に対応していくことと思います。 そのためにも、WMの記録とマイクロの記録の突合せを行い、事業所記録、被保険者記録の社会保険庁で保有する記録を、確実に整備をしていかなければならないと思います。	この問題が出てくるまでは、昭和47年の採用(健保・厚年)から機械化になるまでも、庁業務センターに対する進達も返戻された補正分も適切に行なってきたものと確信しておりました。 ただ、機械化への切替時に、記録補正が多いことは感じていましたが、全体像が見えず、今日の年金記録問題に発展するとは捉えられませんでした。	歴史的経緯から見ますと、名簿、統台帳、原票進達、機械化とその時点での記録整備の検証、平成9年の基礎年金番号の導入時に確実な記録整備の検証をを図れればと思われます。
3531	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	昨年、年金特別便で「訂正あり」と書いて送った人に対して、今頃になって赤い封筒で「あなたの記録は見つかりませんでした」と回答が来ているが、端末で確認したらその手帳番号が特別便画面に出ている事例が何件かあった。	(6)のような事例がないように、業者に委託するにしても十分な指導と確認が必要と思います。	昭和63年ごろ、期間照会の回答をしていて、厚生年金の被保険者記録に名前も生年月日もはいっていない記録がたくさんあることを知って驚いたのが最初だったと思う。本人からの申出がない限り、わからないままで忘れられていくのが現状だった。	全国的な問題であり、一個人としてなにかできるとは思わなかった。 やはり、よく言われているように中央集権的な組織であり、現場の意見が取り入れられる場がなかったことがあげられるのではないでしょうか？
3532	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていることしか、わかりません。	社会保険庁で持っている、旧台帳(カセット)を全件閲いてほしい。 厚生年金手番が判明しても力セットがオープンになってないため、照会に時間がかかる。	年金相談等で記録照会があっても、特に女性は氏名が変わり、手番をいくつも持っていて統合していない人が多かったが、年金請求時に職歴を確認し正しければ良いと思っていた。 今日の社会問題になるような規模で氏名・生年月日に誤りがあるとは、到底思いもよらなかった。 平成18年の記録問題発覚して、報道で主に知った。	年金相談窓口を主に担当している時に記録問題が発覚したので、相当数のお客様を相手にしたが、少しでもお客様の不安を取り除けるよう、WMでマイクロ検索をしたり、複数の手帳を確認時にはすぐに統合するなどし、窓口で時間が無いときは文書等でやり取りし、早期解決を目指した。 反省点としては、制度発足時より事業所・被保険者に年金制度をあまり周知していなかったと思う。将来自分にとって大事な制度だということをもっと意識付けされていれば、記録問題も無かったと思う。
3533	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在申立されているものについては、基本的に認める方向で整理していく。 今後の資格取得、喪失、算定基礎、月額変更については、被保険者本人にも通知する。 国民年金の納付に関しては、当方において誤り無く記録していくのは当然だが、領収書の保管を呼びかける。	制度の度重なる変更により、職員、事業主、被保険者それぞれの理解不足による問題。年金制度の広報の不足や、無関心が引き起こした問題。 世間でこの問題が取り上げられるようになったとき	問い合わせがあった時には、必要に応じて制度の説明をし、理解してもらうよう努めた。 反省点としては、申請書や添付書類を保存していなかった点、ミスを発見する手段の不足(転記ミスや読み間違いなど)、年金制度全般の広報不足等が挙げられると考えます。
3534	地方庁	その他(社会保険事務所)		旧姓の未統合手番が多いと思うので、市区町村と連携して旧姓の把握をしたほうがいいと思う。	未統合の手番があるのは職場に入ってすぐから知っていた。	本人確認ができたらすぐに統合するようにしていた。 反省点は沢山あると思う。 最初から基礎年金番号のように一人一つの番号にしていればよかった。 厚生年金資格取得届提出時に氏名索引等をして他に番号がないか確認すればよかった。 ねんきん特別便を出すより前に、もっと早く未統合の手番を確認する方法を考えればよかった。 など
3535	地方庁	その他(社会保険事務局)	マスコミ等で報道されたもの以外で、特段知ってることはありません。		オンライン化以前の紙媒体の管理体制がこの発端だと考えています。 平成14年頃、国民年金の担当になったころ、マイクロフィルムの記録とオンライン記録を見比べた時に、違いが多いと感じました。	被保険者の過去の記録を調べる時は、マイクロを確認する等、可能な範囲で調査するように努めました。 現時点でできることは、現存する紙媒体等との突合作業しかないと考えてます。
3536	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3537	地方庁	社会保険事務所長		外から入って1年弱ですが、記録解明に時間とコストをかけすぎのように感じます。また、受付から調査着手までの滞留時間を限りなくゼロに近づけることを目指す必要があると感じます。他事務所や市町村からの照会に対するレスポンスも然り。 誤りがないよう慎重になるのはわかりますが、常識的には考えられないほどスピード感に欠け、しかもそのスピードが当然という感覚で業務処理体制が構築されているように感じます。 再裁定までの1年が2ヶ月半になって『速まった』と感じるようでは、一般の感覚とは乖離しています。オンラインで即時再裁定完了できるくらいのサービス品質が求められる時代です。 そのためには、バック・ログ解消部隊と即時処理部隊を完全に分離した組織的な処理体制が必要だと思います。さらに、処理着手の優先順位づけの基準化が必要です。 まずは日常業務すべてのスピード向上が最優先課題であり、そのためにはチェック回数の減、権限委譲、管理上の報告数の削減、届書や入力票の簡素化・簡便化、原本至上主義からの脱却、確認の添付書類削減、事跡を残さんがための書類・帳票作成の廃止、上部組織の参考資料・手持ち資料作成のための報告削減など、あらゆる業務の軽減が不可欠と考えます。年2回の自治監査など、不要不急の労力の最たるものだと思います。(磁気媒体の数を、数千枚も一枚一枚数える必要がありますか？) 例えば、現時点で全国の事務所でどんな届けが出され、どこに処理が移され、とこに滞留しているかからオンラインで即時把握できる、POSシステム的な『届書処理管理システム』が必要ではないでしょうか。 さらに、一刻も早く『都道府県』時代のパラダイムを払拭して、全国標準化とルール化を行うべきで、例えば県をまたぐ異動をしたときに、扶養認定や身分証明書の作成といった手続きをやりなおすなど、論外中の論外です。同じ組織にいるのに、県が違う、所属が違うと、なぜ身分証明書の休殺が全く違うのでしょう。コーポレート・ガバナンスが機能していません。 年金記録問題からは逸脱しましたが、こういう煩雑な事務を軽減させて記録問題に振り向ける時		
3538	地方庁	社会保険事務所長	年金記録が正確に保管されていないとは思わなかった。	昔はコンピューターなどなかった時代だから、記録の保管に不備があったのだと思うが、これを機会にすべての記録を整備すべきだと思う。	基礎年金番号制が導入される前は、一人の人が複数の年手帳を持っているケースが多々あった。しかし、将来、年金を受けるときにはつながると聞いていた。このような大規模に統合されていない記録があるとは、現場で働く我々も知らなかった。ちゃんと管理されているものだと思っていた。このような問題がわかったのはマスコミで報道されるようになってからである。	ねんきん特別便を通じ、記録の統合に尽力した。現時点での反省点としては、昔は確かにコンピューターなどないため、手作業での記録の管理しかできなかったのであろうが、今の時代はコンピューターを使えば、正確な記録の管理が可能となっている。国民総背番号制は反対と言われたために、基礎年金番号の導入が遅れたと聞いているが、やはり、一人には一つの番号で統一すべきだし、貯金通帳のように長年かけ続けた保険料を随時本人が確認できるシステムを構築すべきだと思う。年金を受ける年齢にならなければ、いくら受けられるのかわからないのでは、老後の生活設計はできない。管理する制度設計の問題であり、一個人で解決できるような問題ではないと思う。
3539	地方庁	地方社会保険事務局長	例示以外の問題については、承知しておりません。	実施中や計画されている対応策を確実に実施していくほかないと思います。	基礎年金番号付番時に他の手帳記号番号を持っておられる方がいることは認識していましたが、それ以外の問題については深く認識しておりませんでした。 未統合記録等の問題について、こうした深刻な問題であることを認識したのは、平成19年以降に詳細がわかってからです。	当時は、年金請求時に、基礎年金番号に統合されるものと考えていました。 こうした問題があることについては、私自身はもちろんですが組織全体として事実関係を詳細に把握できていなかったことが問題であったと考えます。
3540	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	(6)の案件がありません。	平成18年頃、申請主義が通用しない時代がきたと感じたが、3000万人を超える年金受給者に1人1人対応するには、人海戦術では無理であり、コンピューターを主体としたシステム開発が必要	担当部局に勤務していなかったため、対応をしなかった。 こつこつと一歩一歩業務を確実に進めていくことが重要と思った。
3541	地方庁	その他(社会保険事務所)		継続的に派遣社員等の外部業者の活用をさらに強化する。記録調査を行うにあたって専門的な知識を身に付けさせ、複雑な事案にも対応させることで職員の負担を軽減する。	平成17年度で非現業部署採用のため、まったく認識していなかった。ニュース等で活発に話題に上った頃から知った。	全事務所を挙げての問題解消に努めた。手書記録統合から再裁定処理までの書類作成をエクセルで行えるようにした。 制度発足当初の技術水準においては、膨大な年金記録を磁気記録に頼らずに(しかも各年金制度に渡って)、紙媒体に負うというやり方を取らざるを得なかったのであろう。しかし、そのようなやり方が記録のもれや記載ミスを引き起こすのは必然だと思っている。つまり、記録を管理するという面においては(もちろん人為的な不作為を全て否定するわけではないが)、技術の未発達がこの問題の素因を作りだしたのではないだろうか。だが、直接の要因は記録のオンライン化を行うにあたって、オンラインのデータと、台帳の記録に齟齬を生じさせないために必要な努力を怠ったことにより、上述のもれやミスを拡大させたことにあると考えている。
3542	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に思い浮かびません。	紙台帳等の全記録をWMに収録のうえ、名寄せ等を行い、ご本人等にお知らせする等の方策をとらなければならないと思います。	恥ずかしながら、マスコミ等にとりあげられるまであまり認識はございませんでした。	問題がマスコミ等に取り上げられたときは、事務所職員でありましたので自分が対応したお客様一人一人に対してこつこつと対応していくしかないと思いました。 また、現時点においては、上記の対応ではご高齢のお客様も多く、対応に長い年月がかかってしまうと認識しております。その関様々な方策やシステムの構築がなされ、対応に幅ができたとは思いますが、100%改善できる状況には至っていないと思います。残念ながら私には抜本的な改善策は思い付きません。やはり、システムである程度絞り込み、こつこつと人海戦術で一人一人のお客様の記録を掘り起こしていくしかないと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3543	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	上記(6)の質問についてであれば回答するべきものはありません	①年金番号未統合の案件については、十数年来認識していましたが、疑重複調査の開始前は所属課および年金給付課の上席者より年金請求の際に全てを確認しているから大丈夫との回答を受けていましたし、疑重複調査の開始後においては、適正に努めてまいりました。 この問題については、市町村および事業所の確認不十分や本人からの疑重複回答の未回答など問題は山積していることから、現在も進行形の問題だと思います。 現状からは実施している対策の強化を図るほかないと思いますが、年金番号の一本化、1人1番号の周知徹底には限界があり、確度を上げるためには保険証や免許証と同じように一元管理でき且つ更新性の高いものに変更して行くほうが良いかと思います。 しかし、それとて100%完璧なものにはなりえないと思います。 ②標準報酬の改ざん関係については、この問題が明るみに出るまでは全く知りませんでした。 事業主の申出または事業主からの相談により、届出方法の指導や記入の仕方は説明したことはありますが、意図的な届出指示などは見聞きしたことはありません。	自己の対応としては、これまでどおり常に適正な事務処理を実行するだけです。 問題に対する反省点としては、 ①については、前述のとおり現在進行形であるため、完璧は望めないと思いますが事務指導および実地調査を十分に行っていくことが肝要だと思います。 ②については、職員資質(単に事務能力だけではなく、精神的な部分)そのものの見極め改善が急務であり、単にマニュアル化した行動計画やガバナンスと言った形式的なことだけではもしかしたら改善できないのではないかと感じています。 抽象的になるかも知れませんが、愛国精神、愛社精神、国民付託である重要な業務であるといった事を精神論とともに人材を育てる部署があって良いのではと思います。(人事課職員育成係など)
3544	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない。	どこかで区切りをうつしかないと思う。 今されているように2年とか、期限を設けること。 また、制度の根本的な転換についても考えていく時期のようにも思う。	-どのような問題と認識していたか 年金記録問題は、社会保険庁のイメージを悪くする決定的な問題であり、私たち働いている職員たちに対する世間の目もかなり厳しくなった。日々仕事をする上で、この問題があるということを忘れてはいけないと思っている。	-どのように対応しようとしたか。 過去の問題については真摯に受け止め反省し、真面目に取り組む姿勢で仕事をすること。 -どのような反省点があげられるか。 ミスがあっても、それを話し合う場であったり、改善したりするシステムや流れができていなかったように思う。 また、今までは世間が社会保険に関心がなかった部分も大きい。それに甘えたように感じる。
3545	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		年金記録問題が公になったとき、私は年金記録の補正作業に携わった経験がなかったため、現状を知りませんでした。その時は、問題解決に時間が確保されれば解決可能な問題だと認識していました。 年金記録問題の現状を実際把握したのは、厚年特殊台帳の補正作業に取り組み始めた平成19年頃です。	私が実際に記録の補正作業(平成19年から厚年特殊台帳の補正作業)に取り掛かり始めた時に年金記録問題の現状を知り、一職員として絶望しました。 まず、オンライン記録が紙台帳とが違っていることが多いこと。、次に、紙台帳の記録が判別不明(字が汚くて読めない、台帳が破れている等)なものが多いこと。 一つ目について、現在の入力チェック体制しか知らない私にとっては考えられないことです。現在の二重チェック体制で入力誤りをチェックしているため、このような問題は起きないはずですので、昔のチェック体制に疑問を感じました。 二つ目については、紙台帳の内容を現職の職員が判別できないため、オンライン記録と突合すらできなません。現職の職員が推定で補正すると、更なる記録問題になりかねないため安易に記録を補正することができないのが現状です。 年金記録問題の問題点として、過去に起きていた不適切な処理を現在まで放置していたことに大きな問題があると思います。以前より年金記録問題が指摘されていたにも関わらず、具体的な対策を講じてこなかったため、今になってしわ寄せが来ています。 しかし、過去の過ちを今すぐに取り返すのは極めて難しく、簡単なことではありません。ですので、過去の過ちについては誠心誠意謝罪をし、できる限り原状回復しなければならりません。そして、今後二度と同じ問題が起きないように職員一人ひとりが意識を変えていく必要があります。 その為には、業務処理マニュアルの徹底を研修等で行っていくことが、今後新たな年金記録問題を生じさせない一番の予防策だと思います。
3546	地方庁	社会保険事務所課長級以上			このような大きな問題としての認識はありませんでしたが、平成10年頃に年金給付を担当してから年代毎に被保険者記録照会という文書で基礎年金番号への統合処理を進めていること、裁定請求書受時に氏名検索により記録を確認する必要があることは認識しておりました。	年金給付を担当していた時点では厚年有り者は氏名検索をしておりましたが市町村受付分まで徹底した氏名検索まで考えが及んでいなかったこと。記録の統合は最終的に年金請求時に確認すればよいと認識があまかったことが反省点として挙げられます。
3547	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られている年金記録問題以外は知りません。	現在、社会保険庁がやっていること、これからやろうとしていることを確実にやり遂げることが必要だと思います。	自分を含め、仕事に対する職員の認識が足りなかったために起こった問題ではないかと思っています。	この問題に対して、社会保険庁が行おうとしている方策を確実に実行しようと思いました。 仕事に対する職員一人ひとりの認識が足りなかったのではないかと思います。
3548	地方庁	その他(社会保険事務所)	特老厚における報酬比例と定額部分のしくみについて。(年金記録とは少しちがうかも、、、)	新聞等で年金制度についてわかりやすく周知する。	言葉の意味や単語がむずかしいのでもう少しわかりやすくすればいいと思う反面、役所なので正式に送付する文章をあまり砕けた文章にはできないのでどのように説明すればよいかを考えながら対応してきた。平成4年の入社当初から。	対応としては(8)の回答のとおり。反省点は特になし。的確な個別対応がもとめられていると考えます。
3549	地方庁	その他(社会保険事務所)	まったく存じません。	長妻大臣がおっしゃっているように、ヒト・モノ・カネを効率的に集中させるしかないと思います。 ただし、庁LANの社会保険審査会の判例(時効特例を認めたもの)にもあるように、被保険者が故意に事実に反する氏名生年月日を資格取得時に届け出ているケースもあり、未統合の手番をすべて統合するのは不可能だと思います(偽名を使ったまま未統合で被保険者がすでに死亡しているケースなど)。	法整備、職員研修、職場の体質、庁の統制など職務・国民生活に対する意識の甘さに起因した、行政・立法のすべての不備要素が詰まった問題だと思っています。 手番の存在は、年金給付に配属された平成14年10月で、当時は手番の存在が当たり前だと思っていました。 問題と意識したのは、その後の報道を受けてです。報道により、宙に浮いた手番がなぜ存在することになったのかなどを知り、その原因(いい加減なフリガナの原因など)は内部に起因するものが大きいのだと知りました。	窓口にお越しのお客様や、お電話を下さったお客様に真摯に向き合うしかありませんでした。 ひとえに意識認識の甘さに尽きると思います。
3550	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録問題(過去記録)中心に業務を遂行している為、各種調査業務等、必要最小限になっている。これにより、制度等認識不足しており、各種届出が誤り漏れが発生していると考えられます。(特に景気も悪化している為)現在新たな記録問題が発生していると思われます。	制度等認識してもらう為にも各種調査業務の遂行	年金手番複数保有で未統合者 届書誤り漏れ 統台帳からの入力誤り漏れ 紙台帳の内容誤り等など 実質本人が確認できる手段は年金請求時もしくは来所し年金相談時であった。各種届出についても事業所からの提出であり本人たちは知らないことも多々ある。これにより制度も理解されない。年金請求も実質本人でなく代理人が多数である。特別便ではじめて受給年金に対応した職歴を知った方も少なくない。これらのことから、制度の理解不足による問題、社会保険職員の事務誤りによる問題等など 制度を理解した時点	お客様に制度をもっと理解していただく為にも、分かりやすい説明を心がけるとともに、制度を知ることのメリットを伝え、聞心してもらえるよう努めた。また、自分自身事務誤りしないよう常に見直しをしている。 お客様、事業所への制度の周知徹底が出来ていないこと。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3551	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。		○基礎年金番号への未統合については、導入時期に在籍していたことから、未統合記録が多数存在することは、導入時から承知していた。 ○国民年金の未納記録が存在することは、担当者として携わっていた時に、その事象に遭遇していたことから、昭和61年以降は承知していた。	○基礎年金番号の未統合については、お客様との接触時における相談において、過去の職歴・旧姓などの聞き取りにより本人記録を確認し、統合処理を進めていた。 具体的には、他の多くの職員も同様と思われるが、国民年金の戸別督励の際に本人から聴取し、記録が確認できた場合統合を行っていた。 また、年金給付課在籍時には、裁定処理の際に、氏名検索などを行い、本人と思われる記録が判明した場合は、本人に確認し統合を行っていた。 予算措置が見込めない状況下では、特別便を送付することにより解決することは不可能であったことから、年金請求時における本人との接触の際に、未統合記録の解消に努めることしかできない状況であった。 基礎年金番号の導入時にもう少し対策を執っていれば、ある程度は解消されていたと考える。 ○国民年金の未納記録については、市町村台帳、被保険者所持の領収書等により納付を確認し、補正を行っていた。 これも、何らかの接触があった場合に確認していたもので、申し出等のない者にまで確認することはできなかった。 市町村台帳との相違については、もっと積極的に市町村と事務所の間で確認し、補正を進めることができたかも知れない。 お客様との相談対応において、オンライン記録と相違しているものがあることを踏まえて、記録の確認を行っていた。 (反省点) 上記の問題については、対処するには大きな予算もかかり、実行は難しかったものと思われ、厚生年金については、長期間にわたって記録を管理していることから、やむを得なかったと考える。 定期便の発行が、できていればよかったと思うが、予算措置がされたか疑問である。 お客様との接触の際、特に年金請求時にもっと時間をかけて記録の確認を進めることはできたと考える。
3552	地方庁	その他(社会保険事務局)		記録管理をしっかりする。	年金制度の信頼にかかわる問題。平成19年ころ	少しでも解決できるよう努力
3553	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	オンライン記録の報酬について、かなり少ない割合だが、5～6年の欠落期間があるものがあり、正確に収録されいてない。 紙台帳(原簿)時代の進達もれか紛失によるものと考えられる。	ねんきん定期便や標準報酬受給者便、また紙台帳トコンピーター記録の突合により、整理されるものと考えます。	オンライン記録上、手番として残されている厚年手番については、住所がないため、本人からの期間照会申出等により整理されるものと考えいました。上記の報酬欠落は、氏名の無いオンライン記録の氏名収録時の補正に際し、判りました。	上記の対応は、マイクロ確認後、補正処理を行いました。 年金記録問題として取上げられて以降は、記録確認、統合に向けて最善の取組みをされていると思います。 ただ、対応する業務に比較し、職員の絶対数が少ないため、余裕の無い状況が続いている。 基礎年金番号が付番された以降、名寄せ等を行い手番統合等を積極的に行えば良かったか。 国民年金の未納期間については、社保の台帳や市町村台帳では確認できないものがあり、どうしようもできなかったのではないか。
3554	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にないと思います。	全体的な事は規模が大きすぎてよくわかりません。派遣等を活用して節約するのはわかりますが、厚生省の仕事という点ではよくないと思います。短期で担当が替わってしまうのも能率的にみて無駄だと思います。	テレビ等で取り上げられ、年金特別便等の調査を始めた頃？基礎年金番号を始めた頃から未統合はかなりあると思われた。国民年金の未納等については、国年担当経験がなかったので、まったく知らなかった。 職場の職員だけの責任のように言われるのは理解できません。難しいことはわかりませんが、年金制度を考えて法律を作ってきた人(ところ？)の責任等はなぜ問題にされないのでしょうか？	年金制度等、全体的な事については指示に従って仕事をしてきたので、考えたことはなかったと思います。今にして思えば、入力データ等のチェック等ができていなかったと思う。コンピューターの導入されたころから古い記録や番号を整備してこなかったことも問題だと思う。基礎年金番号の導入時点頃から未統合があることはわかっていたが、内部からこの問題について問題点を調査できなかったのはよくなかったと思う。しかし、本人かどうかの確認は、本人でもわからないという人も多く、年金制度についても知らない人が多かったことも問題点だと思う。
3555	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	専門に処理する人を多くすれば良いと思う。	最近知りました。	国民へのサービス、広報が足りなかったように思えます。
3556	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし		記録の管理方法に問題があったように思われ、本人の記録に結びつかない等大変重要な問題。 マスコミ等で広報されてから。	体調不良により、あまり対応はできなかった。 コンピューター管理に切り替えるとき、正確性(時間と労力)が足りなかったのでは。
3557	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	各市町村に年金問題相談所を月1～2日開いて、社会保険事務所まで出向かなくても簡単な相談や進捗状況の照会が出来るようにする。	社会保険年金相談員だった為、詳しくは知らないが平成16年頃に基礎年金番号化した平成9年当時に別の手帳番号を統合していない人がたくさんいるのだなという程度の認識でした。	基礎年金番号以外に別の番号が無いか、年金手帳を再度確認してもらうように本人が手帳を窓口に持参した時や事業所が年金手帳を持参した時は、声を掛けるように努めた。 基礎年金番号化した平成9年当時の広報不足が反省点だと思う。
3558	本庁	その他(本庁)				
3559	地方庁	その他(社会保険事務局)			厚生年金や国民年金の手番の漏れが多いと思いました。今までは、裁定請求時にしか記録の確認を行っていなかったので、そのためこのような漏れが出てしまったと思います。 この問題を知ったのは、年金記録の問題が話題になり始めたころだと思います。	裁定請求書を受け付ける場合は、氏名索引等により本人該当記録がないかどうかを確認するようにしました。また、年金特別便においては、申出の記録がないかどうか色々な角度から調査を行いました。
3560	地方庁	社会保険事務所課長級以上			本人の年金受給権や生活に関わる重要な問題である。昭和61年頃。	採用間もない頃であったが、職務として不備な記録については随時対応を行ってきた。当時、記録関係に割かれた人員は少なかったと記憶している。ある程度の人員は必要だったと考える。基礎年金番号導入時点においては臨時業務として統合等の対応を行ってきたが、完全ではなかった。組織的に問題の重要さをもっと認識すべきであったと思う。また、保存年限が過ぎた文書であっても、被保険者記録に関するものは、保存しておくべきであったと思う。
3561	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道されている問題しか知りません。	厚生年金の記録にしても、国民年金の記録にしても、調査する上では、それぞれの地域に精通していることが必要だと思います。そのため、出身(地元)の県に職員を配置する方策をとればよいと思います。	年金記録問題は、大変重大な問題だと認識していました。特に、年金受給者の方に対しては、生活(人生)に及ぼす影響が強いと思いました。 年金記録問題が存在することを知ったのは、報道されるようになってからです。	報道で年金記録問題が存在することを知った時点では、厚生年金保険料の徴収課に配属されていたため、直接、年金問題に携わる業務は担っていませんでしたが、年金問題で失った国民の信頼を取り戻すため、より一問、お客様には丁寧に接するように心掛けました。 目の前の一つ一つの業務を先送りにする事なく、その時点で真摯に責任を持って取り組むべきであったと思います。 お客様の生活(人生)の一端を、責務として担っていることを自覚するべきであったと思います。
3562	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		メディアで取り上げられるようになってから。	部下や、現場で働く職員からの意見や疑問点等を、上層部がしっかり受け止め、それに対して、きちんと対応、改善していくべきではないかと思いました。
3563	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	まずは特別便、定期便への調査・回答を丁寧かつ迅速に進めていくべきだと考える。	基礎年金番号導入時にご本人からの回答がないことなどの理由で、統合がされていないものが一部存在することは認識していたが、マイクロからオンラインに移されていない記録があることなど、そのほかの問題については認識していなかった。 そうした問題の存在については、年金記録問題が大きく取り上げられるようになってから初めて知るようになった。	認識するようになったのは、既に年金記録問題が大きく取り上げられるようになってからであったので、それ以降は年金記録問題の解決に向け、特別便業務を積極的に引き受け、調査回答を進めた。 年金記録問題については、オンライン化時の準備不足、基礎年金番号導入時における国民の皆様への広報不足(一大改革であったのだから、現在でいえば地上波デジタルのように、徹底した広報を行い周知を図るべきであったと思う)が組織全体として反省すべき主要な点だと思われ
3564	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	過去の事務処理に精通した者を配置し、地道に1件づつ解決していくしかないと思います。	制度ごとに年金番号があったものを統一するために、平成9年の基礎年金番号導入し、その後順次統合していましたが、平成19年6月頃に未統合記録が5，000万件あるということが公表されて年金記録問題を知りました。	お客さまへの丁寧な対応、早期回答を心がけたが、マンパワー不足を補う効率化(名簿、払出簿等の電子化)が早期に実施されていたらと思います。
3565	地方庁	社会保険事務所課長級以上		平成21年9月まで前事務所で、旧台帳処理業務に携わっていたが、カセットの記録に関しては「本人記録と確認できた時点でカセット記録解除を依頼」との回答であった。 本来であれば、保有しているすべての記録を整理してからねんきん特別便を開始すべきであったと考える。 高齢の年金受給者等いる中で見切り発車はやむをえない事と思いますが、新規に記録が出るたびにお客様にご迷惑をおかけするのは失礼にあたるのではないかと思います。 現状としては、市町村でお持ちの情報等の収集を行なっている状況の中で、せめて(年金受給前の)現役の方等に関しては記録整備を終えた段階で、お客様に問い合わせを行なうべきだと考えます。	平成19年夏ごろからお客様から年金記録について問い合わせが多くなり、その後、社会保険庁(業務センター)の記録管理がこれほどずさんであったかを知りました。 昭和54年に採用となり、当時は(紙)記録を(現在の)業務センターに進達していたと記憶しています。 現在と違い「住所の管理まではしていなかった状況であり」記録の突合については困難を要している現状ではありますが、(多少の入力ミスは仕方ないとしても)、記録の入力等においてずさんな対応(名前のふりがな、生年月日のまるめ)等、常識では考えれない事の連続でした。	現状では交流は図られていますが、以前より事務所・局・社会保険庁・業務センターの交流が図れていれば、当然「おかしい」という疑問がでて、このようなことは起こりにくいのではないかと考えます。 私としては、お客様から照会があった事項(こちらから問い合わせを行なう事も含め)に」ついて、できるだけ情報をいただき記録確認できるよう対応してきました。 ただ、現状として(政治判断とおもいますが)「国民年金の未納期間が少ない」「夫婦どちらかが納付していれば、未納となっていても申立により納付と認める等」の情報がありますが当時、戸別訪問にて国民年金の納付勧奨を行なっていた際「夫婦二人の納付が困難でも夫分だけは納付します」という事例も少なくなく一律的に納付と判断するのは反対です。 いずれにしろ、記録問題の責任は私を含め(事務所を含めた)社会保険庁全員の責任であり、
3566	地方庁	社会保険事務所課長級以上	国民年金特例納付期間中に厚生年金の加入が判明した場合の特例納付保険料の取り扱いについては、平成20年12月25日付で疑義照会回答集(081225-293)により、取り扱いが明確に示されている。 ただし、この疑義照会が示される前は、都道府県により取り扱いがまちまちであった。 具体的にいえば、上記の疑義照会回答集では、厚生年金期間と重複した特例納付月数について、納付した当時に既に時効経過した未納期間のうち「先の月から順次納付されたものとして取り扱うことが適当である」とされている。 この疑義照会回答が出されるまでは、東京都の社会保険事務所においては疑義照会どおりの取り扱いを行っていたが、他のいくつかの県では、すべて過誤納保険料として還付していたと聞いている。 つまり、同じように特例納付により納付していた国民年金保険料が、住所地により、異なる取り扱いを受けていたことになる。国民年金保険料については、同一の法令に基づき同様の取り扱いとなるべきである。それが、ある県では納付の取り扱いとなり、ある県では還付されていた。 年金額、年金の受給権にも影響する問題であるが、長期間にわたり放置され、20年12月以降	過去に特例納付をし過誤納となった方について、誤った取り扱い(誤還付)を受けているかどうかを調査し、誤った取り扱いをしている方に対し、お詫びした上で年金記録を訂正することが必要である。	年金記録については、市町村と社会保険事務所(社会保険庁)で二重に管理し、また、県単位で事務処理を行っていたこと、さらに事務処理要領(マニュアル)が不完全なまま長期間にわたり放置されてきたことが、これまでの年金記録問題を惹起した原因であると認識している。 この原因については、現時点においても完全には解消されていないと考えている。	社会保険事務所の一職員としては、事務局の担当部署と協議して対応していかなくてはならないし、そのようにしてきた。 本庁と現場の情報交換が容易にオープンに行える職場環境を、もっと早い時期から築けていれば、良かったかと思う。一職員として、自分の力が足りなかったことを反省している。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3567	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	現在実施している方策を淡々と継続するしかないのではないか。	私の在籍期間はまだ9ヶ月に過ぎないが、その9ヶ月間においては、社会保険庁が最も力を注いでいる重要な問題と認識している。 そのような問題が存在することを知ったのは、数年前である。	あまり迅速にはできないが、記録問題の処理に関わりたいと考えている。 現時点でみた場合、国民への情報開示・情報提供・年金制度教育を怠ってきたことが反省点かと思う。
3568	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	特になし	年金記録が問題になるようなこと認識していなかった。	特にありません。
3569	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	県単位で専門部署をつくり、基礎年金番号に統合されてない各制度の年金手帳を、一つ一つ丁寧に時間をかけて確認し、統合していく。年金受給者から優先的に確認していきます。一つ一つ丁寧にと思うわけは、解決を急ぐあまり新たな問題が生じてはいけないからです。	入庁当時は、既に基礎年金番号制度が導入されておりました。健康保険厚生年金の業務をする際、手帳の存在が手帳で確認できれば、基礎年金番号に統合するという指導を受けました。年金記録問題も特にマスコミが報道するまで認識していませんでした。手帳については、年金請求時に最終的に確認するということは聞いていました。	被保険者を厚生年金に適用する際、年金手帳を十分確認して統合処理していました。ただ年金手帳の添付が義務付けられてないため、限界があったと思います。 反省点については、基礎年金番号導入時に、手帳統合について集中的に対策をとらないといけなかったと思います。この問題以外で、様々な制度の発足に対して、見切り発車が多く後手後手にまわっている感は否めないと思います。
3570	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金保険料について、いわゆる消えた年金と言われるものは世間一般では社会保険職員横領やミスによるものとして認識されていると思うが、実際は市町村や前段階の区長・婦人会、金融機関によるものも多数あるためそれをもっと国民に知らせることは信頼回復の点でも非常に重要ではないかと考える。また記録統合を最後の1件までするのは、現場からすると非常に困難と思う。就職し5年経つがなぜもっと早くしておかなかったのだろうと疑問にも思うし残念に思う。あと報道を見ると情報処理レベルも年々進歩しているため一概に当時と今のレベルを同じように比較することは間違っていると思う。	まず宙に浮いた記録を誰のものかと把握していく上で、無年金者やその予備軍の方々の協力を得ることが非常に重要で、例えばそういった者は社会保険事務所の窓口や郵送での協力はあまり期待できないため、戸別訪問が主な対応策となる。住所不定者もいるためこの点は非常に難しく時間がかかる事になると思う。 今後長い期間を見た場合、こういった事態を避けるためにも住基と突合し、未加入者へ加入勧奨を行っていくことは非常にいいことだと思う。 また話は変わるが高齢の方々に対しては、聞き取りを行っても記憶にない場合も多くあり、必要最低限の範囲で地域住民の方々にも聞き取りを行う機会が少なからずある。その際、特に思うことが田舎になるとスーツ姿を見るだけで井戸端会議をやめ家に入っていってしまうこともある。ある程度身だしなみが整っていれば軽装をした上での戸別訪問も相手側からすると受け入れやすくなるのではないかと考えている。	就職した平成16年から2年間は業務課に配属され主に事業所とのやりとりが主になるため、未統合の記録がどういったものか等被保険者と接触すること自体なかったのであまり把握できていなかった。平成18年より国民年金課となり主に被保険者本人とのやりとりの中で未統合記録の全体像が少しずつ把握できていった。始めは氏名無しの厚生年金記録や国民年金保険料納付記録で年度内訳の納付記録(050-04画面)が抜けていたり等なぜそうなっているのかわからなかった。当時のパソコンレベルで考えても非常に大変な作業だったとは考えられるが、当時の怠慢がこうなっていて、なぜもっと早く手を打たなかったのか！現場レベルで件数等を把握するのは難しいので業務センター や庁のトップの方々はなぜ記録補正を計画的にしていく等的確な指示をだせなかったのか。本当に国民の年金という大切な商品を重要視していたのかどうか疑問に思う。もしそうしたトップの方々が知らなかったのであれば高い給料をもらっていい加減な仕事をし天下り等しているのかなぁと思うと若い職員は今非常に苦労しているので腹が立つ。	正直に言うと年金記録問題は、長年の積み重ねでおこり苦情等受けるのは納得いかなかった。ただ建かが必ずしなければならない重要な仕事としてできる限りのことをしようと戸別訪問(老人ホーム等含め)や休日窓口相談等一人一人のお客様に対し誠心誠意尽くし対応してきたという自信がある。その中の数名の方は今でも来所されたい際御使命を受けたりしている。 反省点としては、上記(8)でも述べたとおり長年にわたる怠慢がすべてだと思う。個人的な意見で当時の背景等は詳しくはわからないが、オンライン化された時点で厚生年金の記録や国民年金の記録整理がなぜされなかったのだろうか。 また基礎年金番号導入から国民年金業務が市町村から国に引き上げられるまでの間今と違いもっと記録統合等に費やす時間はあったのではないか。その当時は強制徴収等も行われていなかったとすると一体何をしていたのか疑問に思うことがある。 その意味で今後年金定期便のように定期的に被保険者本人様に記録の確認をしていただくというのは、非常に有効ではないかと思う。
3571	地方庁	その他(社会保険事務所)	旧法該当者で1年未満の期間などもともと給付に結びつかない記録が多数あることについては広報が不足していると思われます。 特に国年納付・免除記録と重複する1年未満の厚生年金については、問題だと思います。	法律改正により受給に結びつけるしかない。	平成8年度の採用ですが、、直後の平成9年1月の基礎年金番号導入時より問題があったと認識しています。	当時国民年金の資格取得時には基礎年金番号に確認された手帳番号に確実に登録することや、旧姓記録などの確認登録を行っていましたが、庁や地方庁としての積極的な指示はなかったと認識しています。 この際の対応は徹底すべきであったと思います。
3572	地方庁	その他(社会保険事務局)	氏名が全く違うのに登録されている。			
3573	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金の加入可能年数の問題。大正15年4月2日から昭和16年4月1日生まれの被保険者についてはそれぞれ年度毎加入可能年数が国民年金法で定められています。例えば、昭和16年4月1日生まれの被保険者の場合、加入可能年年数は468月(昭和36年4月から平成12年3月)となり、老齢基礎年金は満額となる。しかし、国民年金法では60歳の誕生日到達月の前月分まで保険料の納付義務があるため、平成12年4月から平成13年2月分までの11月の納付義務が発生し、実際に479月収めているにもかかわらず、この11月を未納とした468月納付の被保険者と同額の老齢基礎年金となっている。当時の社会保険事務所からの疑義照会についても社会保険庁は法的に納付義務が発生するため、納付させるように指導があった。今回の特別便の納付月数と年金証書(または65歳の裁定通知書)の納付月数と相違があるため、受給者からの問い合わせは多い。法的に遡付できないため非常に対応に苦慮するところであり、被保険者にとっては払い損となっているのは間違いない問題です。	法律改正により還付できるようにすべきと思います。 が、60歳以降の任意加入期間については加入可能年数を超えている被保険者へは還付することができるようになった時、付加保険料を支払った被保険者は還付を受けると現在受給している老齢基礎年金が減額されてしまう例を多々みます。60歳以前の加入可能年数オーバーの場合でも、付加保険料を納付している被保険者、国民年金基金に加入している被保険者については受給している年金が減額されるケースが出ることを念頭に対処することが大事だと思います。	基礎年金番号が導入される前について特に多かったのですが、特に厚生年金加入者については資格取得する際に前歴に厚生年金加入があるかを積極的に確認していなかったことが一番の大きな問題だと思います。 年金手帳は各制度一人一冊を徹底した運用をしていればこのように大きな問題にはならなかったと思っています。また基礎年金番号導入後も統合されていない記録をどの課で処理を行うかが問題となっており、わかり次第統合作業を課を関係なく行っていれば同様の結果となっていたでしょう。 しかし、年金給付を受ける際には加入僅を被保険者から申し立ててもらい、それに沿って年金裁定をすることが法にのっとった手続きのため、年金番号を複数持っていても問題がない認識でした。この認識は全国的のもので社会保険庁からもそのように指導があったと記憶しています。申し立て主義のため被保険者本人より具体的な申し立てが無ければ複数年金番号を持っていると想定できる被保険者でも詳しい調査ができなかった体制がさらに問題を大きくしました。 また、オンライン化後、厚生年金については紙台帳から移行の際、氏名や判読しづらい記載について非常にいい加減な移行が行われていたことはオンライン化後すぐに分かっていたことです。それに旧台帳ということでマイクロ化されオンライン上で検索できない記録を社会保険業務センターで管理されていたこともオンラインマニュアルに載っており、この記録については会社名が分からなければ、氏名、生年月日では照会できないものでした。そのうえ戦災により破損した台帳、戦後の質の悪い紙に記載され破損した台帳の扱いも各社会保険事務所に対応は任され、オンライン後にもある程度の知識、経験がないと調査ができなかったことも問題でした。 国民年金については特に東京都はコンピューター管理を先行していたこともあり、紙台帳の保存があいまいだったことは事実で、保存か廃棄の基準が都道府県でばらばらであり、全国統一の指示が無いまま廃棄してしまったところがあります。さらに市区町村と社会保険事務所に台帳が2重にあり、人の手の作業であるにもかかわらず、2つの台帳に相違がない前提で保存管理をしていたことが問題です。また市区町村ではオンライン後紙台帳の保存を主体的に行ったところと今の社会保険事務局へ指示を仰ぎ保存、廃棄を決めていたことも現在の問題の一つで、確認できる資料が無い自体が今の年金問題と感じています。 今の年金問題は昭和50年後半からオンライン化の準備入っていますから、このころから一人一番号の原則を正確に適用していればここまでにはならなかったんではないでしょうか。	年金問題が大きくなる前は被保険者に対し、こちらで管理されている加入記録、納付記録を積極的に開示していませんでした。厚生年金はあちらの係、国民年金はあちらの係とお客様に対しても自分の記録を確認するために非常な不便があったことは事実です。もっと利便性よく被保険者に記録の内容を開示していれば、外部からの年金問題の提起はもっと早く起こっていたではないのでしょうか。また職員の中に記録の閲覧は被保険者の権利では無く、管理することが最大の職務と考える人が多くいたのも現実です。 このような問題からお客様は管理されている記録に対して不信感を持っています。 これに対応するには隠す事無く記録を被保険者本人へ開示し、確認してもらう。そこから問題点を上げてもらい、誠実な対応をする。 このことに尽きると思いますが、対応する職員にもいろいろな知識が必要です。今までの年金番号の払出事務の流れを歴史的、体系的に知識をもっていることが一番重要です。歴史的、体系的な流れから国民年金の納付であれば、今の記録の状態で本当に消えてしまった記録があるのか、消えてしまった記録がある可能性があるのかを説明できます。 今の時点でそういった事務の歴史を体系的に解説したマニュアルがないのが問題点と考えます。こういったマニュアルを作るにも地域性があることが社会保険庁の大きな問題と考えます。 お客様への対応も社会保険の特徴として、担当者任せの部分か多いです。経験の豊富な担当者が退職、機構への不採用がある中では、所長などの事務所幹部が行動で示すことが私のような立場の人間にしてはありがいたい指針となります。
3574	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	「厚生年金記録の改ざん」に関連して、資格取得届出をなる、誤った報酬を届け出ることに、社会保険労務士が関与しているケースがかなり多く存在するものと思います。 毎年の算定基礎届提出時調査や、会計検査院実地検査で指摘される適用もれ事業所に、社会保険労務士受託事業所が相当数含まれていることからも、実態がうかがえます。	(6)については、社労士及び社労士の手元に保管されている資料を調査するしかないものと思います。 記録問題全体については、現在の手法を地道に進めていくことだと思いますが、最終的には政治的な判断も必要かもしれません。	昭和50年代の後半、高井戸庁舎で厚生年金審査班におりました。 マイクロ記録がいつ機械に収録されるのか上司に尋ねたことがありますが、マイクロ記録は、全員を裁定するか、全員が死亡すれば必要が無くなるものであり、そのようなものに予算を使わないことが国の考えだと教えられました。 また、当時は裁定時に給付記録を作成しましたが、資格記録には全く手をつけませんでした。 給付記録の作成は「整番」の入力も行わず、資格記録と給付記録が整合しないため、これで良いのかと疑問に思っておりました。	庁全体が申請主義に徹しているなか、少なくとも裁定時に記録を年金に結びつけなければなりません。 事務所勤務時には、記録を見つけることは職員の責任だと思い窓口対応を行ってきました。請求者から職歴を引き出したり、屋号や通称と届出事業所名称を結びつけるための訓練をしていました。 今省みると、「申請主義」に隠れて資格記録を重視してこなかったのだと思います。 資格記録に対する意識はこの問題が表面化するまで、全く変わっていませんでした。 また、適用の問題は、雇用の問題であり、経済問題です。 5人未満法人など過去から現在に至る適用拡大のなかで、零細企業の保険料負担能力に視点を置いた議論がなされたのか、現場で厳しい判断を求められ、誰にも相談できなかった職員が
3575	地方庁	社会保険事務所課長級以上		カセットの記録を開くべきだと考えます。	請求・申請主義と思っていました。	お客さまの立場で対応することに変わりました。
3576	地方庁	その他(社会保険事務所)		旧台・マイクロカセット等の記録を全てWMにのせる。		
3577	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	定期便、特別便等で年金受給者・加入者に年金に対する意識を喚起していただきすべての年金記録が正しくなるよう進める。 窓口相談・電話相談などで一人一人に対して親切な対応を行い年金問題に対する信頼を回復するよう努める。	基礎年金番号が導入されたときの未統合記録があることは認識していたがこれほどの件数があるとはおもわなかった。 19年の国会で発言があった以降です。	前職場では年金特別便処理の責任者として業務を進めてきたが、件数が圧倒的に多かったため遅捗状況はよくなかった。 手作業記録の集約化作業のずさんな管理が判明した。 日常敵な年金記録の管理についてより一層のテエツク体制を徹底していかなければならない。
3578	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3579	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	出来ることからこつこつと積み上げていくしかないと思います。 確認が容易な事業所記録等の収録誤りの迅速な訂正。特別便のなかで誤りがあるとした方の中で、事業所名が「厚生年金保険」となっている、勤めた会社名が(少し)違うという理由で「誤りがある」と回答された方は、かなり多いと思われます。「厚生年金保険」の場合は、先頭記録以外直すことは難しいと思いますが、先頭記録の事業所名は払出簿で確認出来る部分がほとんどです。すぐに直せる記録はすぐに直し、訂正された記録をご本人様へ送付し1件1件完結していくしかないと思います。ただ戦前の記録などはどうしても文字の判別が難しい(水没して字がにじんでしまっている、紙台帳のため変質し台帳が欠けてしまっている、悪筆のため読めない等)ものについてはご本人様、またはご家族の記憶を頼りにしていく他ないと思われます。 国民年金の納付記録については、国保の保険料や生保の保険料、税金などと国民年金の納付を勘違いされて「納付した」と申し出をされる方も少なくありませんが、ずっとまじめに納付してきた方にも関わらず、一箇所(もしくは数箇所)だけ納付がすっぽり抜けている期間があるような方は、担当課の職員が見てもなぜ納付がもれているのか不思議に思えます。調査をしていくと、ちょうどその時期(前後)に住所を変更されているといったケースで、その当時の市区町村と社保との引き継ぎミスの可能性が高いような場合は、新聞報道等もされたように一律救済でいいと思	厚生年金の資格照会業務に携わることになった時、被保険者ご本人様(→A)の申し出に基づいての初めて調査をするというのが職員全体のスタンスだったのだと思います。照会された事業所以外にもA本人の記録と思われるものが出てきたとしても、こちらからその情報を伝える必要はない。または、その時の調査に付随して判明した別人(同僚の方→B)の記録があったとしても、B本人が調査依頼をしていないのだから、こちらから連絡を取ったりする必要はないと引き継ぎを受けました。初めての資格照会業務で、この引き継ぎについては少し違和感は覚えたものの、「ずっとこうやってきている。年金は申請主義だから」と言われ、そのやり方のままずっときてしまったことと、厚生年金の記録についてはかなりの頻度で収録誤りがあったにもかかわらず、裁定請求時やご本人様が自ら資格照会を申請された時に初めて統合帳等を確認し、訂正するという業務の流れを変えなかったことが、今回の記録問題があったのだと思います。 国民年金の納付記録については私自身、世間で騒がれ始め、実際業務に携わるまで納付記録にもれや訂正があるということを知りませんでした。確かに市区町村・社保でご本人様に情報を管理する上でずれが生じたりすることは絶対無いとは思いませんが、被保険者が住所変更した際に市区町村との引き継ぎの関係でもれてしまった記録が少なからず存在することには驚きました。	自分が受付をした厚生年金の資格照会については、照会をされたご本人様と出来る限り連絡を取るように心掛け、その当時の状況についてお話を聞き、その会話の中で他に勤めた記憶が無いかどうか聞き出せるように努めていました。 厚生年金の資格照会を初めて引き継いだ際に感じた違和感を、もっと周りに問題提起していたら、変わったかどうかはわかりませんが、声を上げることは必要だったのだと思います。記録に問題があるとわかっているのに行動を起こさないのは行政サービスに携わる者としておかしいのではないか、という認識が私自身も含め、職員全体として欠けていたのだと思います。 どうしても役所は前例にのっとって物事を進めることが多いと思います。「ずっとこうやってきたから問題ない」ではなく「その前例が誤っていたのではないか」ということを気づかなくてはいけなかったのだと思います。
3580	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	今は、年金記録問題の対応に係る各取組を着々とこなしていく。 一人の人に各取組が重なって複雑になっている部分もあるのではないでしょうか。	一人でいくつかの番号を持っているのは知っていたが、年金請求の時点で確認されるものと思っていた。このようにいろいろな問題がある事は、マスコミ等で取り上げるようになってから。	1件でも多く解決使用と努力した。 各制度一つの番号であること、また基礎年金番号が導入された時に一人一番号である事を徹底すべきであった。保険庁としてもいろいろ取り組んではいたが・・・。その当時に、みなさまの関心が今くらいあればよかったのにと、つくづく感じます。
3581	地方庁	その他(社会保険事務所)			手帳番号が統合されていないと年金給付額に反映しない重大な問題。 年金給付課に配属され年金業務に携わった時に知りました。	手帳番号は、あらゆる索引方法で、できる限り確認して年金記録の統合を行いました。 一人一番号制の導入の遅れと被保険者や受給権者に勤務先等の名称を完全に思い出してもらわないと本人のものと確認できないといった以前の対応が主因であると思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3582	地方庁	その他(社会保険事務所)	一般的に知られているもののほかはまったく知らない。	オンライン上で基礎年金番号に未統合の記録があることについては、現在カセット記録になっているものは事務所からの依頼が無いと開放してくれないが、すべてのカセット記録をすべてオープンにすることから始まると思う。 オンライン上の記録で収録されていないものについては、なぜ収録されていないのか現場の職員にも理解に苦しんでいるところである。本人からの申し出がない限りすべてを収録することは不可能と考える。あえて解決策をというのであれば紙台帳を1件1件検索し、基礎年金番号に統合されていないものは仮手番を付番して収録すべきである。 オンラインに直接入力する前はさん孔テープにて進達する形であり、入力結果と原義と突合してから庁へ進達していた。現場が考えるに、一箇所に集まった膨大な情報を人間が処理する以上、漏れや誤りがあることはないとは言えない。 保険料を納付した旨が記録されていないものについては、本人からの推測に基づくものも数多くあり、払出年月日などにより時系列で考えるとあり得ないケースがある。記録されていない＝納付していないから第3者委員会に申し立てて総合的に勘案して認められるというケースのためどうして台帳に記載されていないのかは不明。したがって解決策も現在ではないと思われる。 事実に基づかずに遡及して報酬を訂正または褒賞しているケースについては、今となってはその当時言った、言わないの次元になると思われるし、事業主も事実を語ることはあり得ないし、その当時は事業主が頼み込んだにしろ「社保職員が勝手にやった」と申し立てれば復活するのだから、申し立ては一方的に認めれば良いと思う。	未統合の問題については、昭和61年に資格照会の担当になった時。そもそも資格照会という部署は、年金記録が散在していることを庁発足当時から認識しているからこそ設置されたものである。部署を設けた当の庁当局が「いつ認識しましたか？」と問うことは理解に苦しむ。 当時厚生年金は住所の把握もなく、偽名、年齢を詐称して届け出ても本人確認の義務もなかったこと、また会社側が取得手続きを早くするため年金手帳を本人が提示しない場合には新規で付番していたことなどがあったため、この当時は仕方のないことと認識していた。 考えてみれば、職歴は本人しか知りえない事実であり、その当時のような未成熟な制度ならば、本人が継続して同じ番号の年金手帳を提示しない限り年金記録はつながらないのは当然のことと言える。 正確に入力されてない、または入力漏れがあることについては、その当時担当になった時に「なぜ収録されていないのか」と庁に問い合わせた時に「アルバイトがやっていたのでそのようなことがあるかもしれない。入力結果との突合も膨大な件数なので正確にやっているかと聞かれればそうでないかもしれない」というような回答を得た。 遡及問題については、最初に適用課職員として配属されてしばらくたってから。 事業主側からの申し出で行っているのがすべてであって、徴収率というもののために操作したということは聞いたことがない。 事業主が従業員の了解を得て報酬訂正の届または褒賞届を提出しているはずだという認識だった。	未統合の問題、データ入力漏れ等については、この問題が表面化する前から資格照会で「どうして記録が入ってなかったのでしょうか」とお客様からの問い合わせがあれば、前述のとおり庁に確認したことをありのまま伝えて理解を得ていた。 ただ、お客様がその当時誤った氏名、生年月日を事業主に届け出たのか、会社が誤った申請をしたのか、入力をする事務所が誤ったのか、その当時コンピューターに登録する庁の職員（アルバイト？）が誤ったのか、今となってはわからないことを正直にお伝えしたうえで結果的に記録が誤って収録されていたり、もれていたことについてお役様にとって不利益な結果をもたらしたことを素直に謝め、「ご迷惑をおかけして申し訳ございません」と謝っている。 未統合、入力もれの問題の反省点は、制度が未成熟だったこと、膨大な処理量を理由にして確認処理を怠ってきたことに尽きる。現在の基礎年金番号制度ならこのような問題は出なかった、出たとしても重複付番一覧表により早期に解消できているため混乱はないと思われる。 現時点においては、お客様に誠意を示すべく期間照会についてはとにかく最優先に迅速に処理をすることが重要であると考える。 ここから先は事務処理の要望であるため、今回のアンケート趣旨と違うのであれば削除願います。 「記録を入力してからでないとカセットオープンしません」「旧台帳送付はこの書式が整っていないと駄目」などと依頼を出してから数カ月後にこのような回答が送られてくるという今までと同じような体質の処理や、旧台帳送付については格納されている箱番号まで調べて記入した上で依頼をしているのに、たった1枚の旧台帳が送付されるまで3ヶ月以上はかかっている現状についてもっと目を向けていただきたい。庁も人手が不足していて処理が滞っているのであろうということは想像がつくが、お客様と直接応対しているのは事務所職員なのであるということを改めて踏まえていただきたい。 窓口でお客様に「蕎麦屋の出前みたいなことを言うな。そんなことを言って、回答を遅らせて、こちらが死ぬのを待っているんだろう」と言われたこともある。 事務所職員はひとりひとり社会保険庁の顔である。「庁が回答をしてくれないのでお客様に回答できない」という子供のような理由は今、そして今後は通用しない。 業務センター側から「遅くなって申し訳ない」ということだけでもお客様に連絡してくれるシステムがあってもいい。 記録整備の処理が事務所のWM操作だけで速やかにできるように早期に改善を切に希望する。
3583	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特になし	年金制度について、制度の内容、仕組みを多くの国民の皆様に理解していただく必要を感じており、そのために、PR広報等、今以上に充実すべきと思います。	勤務先が変わるたびに厚生年金被保険者証の交付を受けていた被保険者が見受けられ、将来、年金受給年齢に達した時に、記録の統合がスムーズに行われれば良いがと、不安に感じていた。	窓口において新しい年金手帳を交付する際、説明可能な範囲で事業所の社会保険事務担当者に説明を行ったが、目先の対応に追われ、十分な対応が出来なかった点について反省している。 また、基礎年金番号の導入時に、十分な対応が出来ていればと反省している。
3584	地方庁	社会保険事務所課長級以上	新聞で報道されている事実以外知らない。	一人ひとりの被保険者・受給権者に対して時間をかけてでも、過去記録の確認を実施する。	平成9年の基礎年金番号制度創設時点で、基礎年金番号に未統合である記録が存在していたことは認識していたが、社会保険業務センターが計画的に統合する予定であった。また、年金裁定請求時に被保険者に対して過去記録の確認をすることで、統合もれは解消されるものと認識	結果的に多数の未統合記録が存在している状況については、自分自身の認識が甘かったと反省している。しかし、年金相談窓口などに裁定請求前に来訪された被保険者に対しては、その都度戦歴等の確認をしていただくよう心がけていた。
3585	地方庁	社会保険事務所長		○国民年金の未納者については、各県各市町村により取り扱いが異なっていたことから、全国一律の救済基準は問題があるのではないか、せめて各県単位での細かな救済基準を作成し記録の回復に努めるべきと考えます。 ○名寄せ特別便については、時間を要するが、現在の国民年金推進員等を活用し、高齢者は戸別訪問による記録の確認が有効な方法ではないか。 最終的には、他に、同一人がいない場合については、同一人確認判定委員会を設置し、その中で判断する方法で解決すべきと考えます。		
3586	地方庁	社会保険事務所課長級以上	今回の記録問題で国民年金特殊台帳の再点検をしたが、納付変換誤りなどが発覚した場合は本人有利に納付追加している。また、記録が判明した後に年金額が減額になる場合など、本人の記録から統合をはずしている。ずさんな管理が原因とはいえ、まともに納付している人との公平性に疑問を感じる。これは第三者委員会のあっせん事例をみても同様に思われる。	システム改善。 受給原簿記録と被保険者記録と別管理なため、特別便ではこの苦情が非常に多かった。 国民に信頼されるまでは避けて通れない問題である。	年金制度発足からの記録管理の問題であり、記録の整合性の確認を以前より実施しなかった本庁の責任は重大である。自分は記録問題が報道されるようになってから知り得たことが非常に多く、こうなることは本庁上部職員たちは以前よりわかっていたと思われる。	偉大なる？諸先輩方の産物ととらえ、一人ひとり懇切丁寧に対応して理解していただくことで解決していくしかないと思い対応してきた。 今後はチェック機能は充実させたシステム変更をし、ミスを事前に防ぐ対策をとることが急務と考える。
3587	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3588	地方庁	社会保険事務所長	すでに明らかになっている事象以外は知りません。	この設問の問題というのは、設問(6)の世間一般に知られていない問題のことを言うのか。または、年金記録問題のことを聞かれているのか判然としませんが、まだ知られていない問題については、(6)で答えたとおりです。また、年金記録問題については、残された紙データとの突合作業など人とお金を掛けて地道に調べていくしかないと思います。	被保険者一人が何通もの手帳を持っていることは業務をする中で知っており、基礎年金番号に統合されない手番記録が多くあることは、基礎年金番号制度が導入された平成9年当時にも認識していましたが、それも年次計画で順次本人宛照会通知が発出されており、また、オンライン上には記録が無くとも、紙やマイクロ上で保管されているはずであるし、年金請求時には本人からの聴取などにより統合されることから、未統合記録がどのくらい残っているかの具体的な数字は知らされていなかったが、順次解消されているものと認識していました。しかし、こんなに多くの記録が、統合されずに放置されているとは夢想だにしませんでした。よって、まさに、年金記録問題が大問題として存在するとを知ったのは、基礎年金番号に統合されていない記録が5,000万件あると公にされた、平成19年5月頃です。	5,000万件という件数は、とにかく想像もつかない数字であり、当時の政府が言うような数ヶ月で問題解決することは絶対ありえない、数年から10年はかかってしまうのではないかと思いました。その間も、人はどんどん歳をとって行き、亡くなってしまう場合もあり、なんとか一人でも多くの方の記録が見つかり早く統合できるよう、事務所の体制整備や電話や戸別訪問等による勧奨などに取組みました。 統合されないままの記録は、まさに放置されていた記録であり、社会保険庁本庁はそれがどのくらい残っているのか当然認識していたはずです。基礎年金番号が導入された平成9年以降平成19年までのこの10年間で、なぜ、もっと積極的な解明作業が行われなかったのか、残念でなりません。おそらく本庁幹部の誰一人として、ことの重大性を認識していなかったことが大きな原因の一つであり、（認識していたとしても予算その他の条件などで実施できなかったのかはわかりませんが）また、想像の域を超えた未統合記録の件数が残っていたことと、組織内（地方庁）に全く知らされていなかったこともまた残念であります。そういった意味で、その組織が業務を遂行する上で何が問題になっているのか、それを克服するにネックになっているものは何かなどの情報が
3589	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	人員を増加し、審査する期間をできるだけ短くして回答する。特に問題解決に困難な場合は、担当者を複数にする。受給者に記録が見つかった場合は、最後先に再裁定を行うようにする。	極めて重要な問題と認識しています。そのような問題が存在することを知ったのは新聞などで報道されるようになってからです。	マイクロや原簿を徹底的に調べて、一人でも多くの方の年金記録を見つけて解決させようと対応しました。この問題についての反省点として、氏名の読み方や生年月日の誤りなどの人為的なミスがけっこう見られました。担当者以外のチェックする作業などを徹底していればある程度は防げていたのではないかと思います。また、もっと前の期間から、ねんきん定期便のように被保険者の方に自分の記録を確認してもらう機会を設けるべきだったと思います。
3590	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	年金記録が、事実に基づき適正化されることを、この問題の「解決」として考えると、記録の適正化が、自己あるいは他者の不利益、すなわち年金額の低下につながる可能性すらある中では、「問題の解決」は困難ではないかと思います。 自分自身あるいは他者の年金記録の適正化につながる行動に対して、何らかのインセンティブが働く仕組みが必要ではないでしょうか。	1. 問題の認識について 紙台帳とオンライン記録の齟齬、記録誤りなど、システム的あるいは人的エラーの存在を前提としたリスク管理が不十分であったこと。 申請主義を前提とした制度及び組織設計により、届出に対して、その真実性を権力の行使をもって確保することが困難であったこと。 労務管理に不適切な部分があったと思われること 以上を総合して考えると、国、とりわけ政府当局および厚生省幹部の不作為責任が追及されるべき事案であると考えます。 2. 問題を知った時期について 未統合手番の存在と、業務として継続して整理し続けていることを知ったのは、採用1年目ごろだったと思います。当時は年金記録に関する部署ではなかったため、漠然とした思いしかありませんでした。	前段: お客様から、ご自身の記録について、小さなことでもできるだけ多くの内容を伺い、お申し出の内容どおりの記録が存在するものと考え、あらゆる可能性から記録を調査するようにしていました。 後段: 当時の情勢を知る術はありませんが、新法施行時点で基礎年金番号を導入できていれば、これほどの未統合記録が発生することもなかったと思います。 また、記録問題に取り組む中で、当事者ご本人様がお亡くなりになっており記録が確認できない、またご存命であってもご高齢により記録の確認が困難な場合が多く見受けられます。 記録問題の顕在化および、問題への取り組みがせめても10年早ければ、解決できる問題ではなかったのかと思います。この問題に関しては、遅きに失したという思いを感じ、無念です。
3591	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	業務センターの増員や新しい専門部署の設置等、現在はベストの対策が 取られていると思います。	問題を知ったのは、「5000万件の宙に浮いた年金記録」がマスコミに 取り上げられ始めた時期だと記憶しています。 年金記録問題とは、単に記録に関するだけではなく、社会保険行政 全般への信頼の失墜と年金制度や国民一人ひとりの将来への不安から 派生したものであり、年金に関する全ての問題を包含するとともに、国民 の年金への不安感を象徴した言葉だと考えます。	現場に立つ私自身としては、来訪・電話をされるお客様お一人お一人に 対し、納得されるまで詳しく調べつくし、不安が残らないよう詳しくご説明を 行うよう努めてきました。 いくらたくさんの宙に浮いた記録があろうとも、結局は個別案件を誠心誠意 を持って対応を続けていくしかなく、それが信頼回復にもつながると思うからですが、ただ、これまでの個別案件について十分に調べつくしたのか、疑問が解け ないまま帰宅されたお客様はいらっしゃらなかったかと振り返ると絶対的な 自信が持てません。この点が、反省点です。 今後は、後に自信を持って、良い対応を行ったと言えるよう努めたいと 思います。
3592	地方庁	その他(社会保険事務局)		記録問題専属の職員数を増やす。	自分が働いた期間はしっかりもらえるのがあたりまえなので、記録が受給額に反映されていないのはおかしいと思った。	窓口対応のとき、時間はかかったが1件1件丁寧に対応した。記録問題を専属でやる課をつくるのが遅すぎる。
3593	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません	相談室としては、お客様に対して懇切丁寧に対応することしかわかりません。	マスコミ報道等により問題が明るみになった時期です。 WMの記録に間違いはないと思っていたので、他にも保管している記録があると知ったときは正直驚きました。	時効特例が発足され、本来受けられるべき年金が、受発時から受けられることになり、受給者に不利益が生じず、よかったと思います。 減額となる受給者に対しては、現在受給している年金を最低保障額となるようにして欲しい。同意を得られないことが多いので、いつまでたっても年金問題は終わらない。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3594	地方庁	その他(社会保険事務所)			1. 基礎年金番号以外の「手帳記録」の統合について(5000万件) じっくりと準備を積み上げたうえで、判りやすい説明の仕方をもって国民に働きかけ、厳格に本人確認しながら、記録統合しいくべきものと認識していました。 2. 原簿記録が未納で、ご本人に納付の記憶が有るもの(消えた年金) どのような作業においても、一定の割合で「漏れ」や「誤り」は発生する。できるだけ、間違い無いように事務を進めていたが、間違いを発見したら直ちに訂正を施していました。 3. 標準報酬月額の遡及訂正(改ざん) そのような問題の存在は、全く認識していませんでした。	1. (5000万件) 事務処理体制を整備しないまま、一度に全国民に対して性急に回答を求めたため、誤解や不安・不信感をより大きくしてしまった事が、反省点として挙げられる。 2. (消えた年金) 現時点で思い返してみると、事務処理のチェック体制は、充分でなかったともいえる。例えば、転出者にかかる納付記録の連絡(検認通知書)については、処理結果の回答を送り台ってはおらず。郵便事故で届かなければ、記録されないで終わる可能性があった。
3595	地方庁	その他(社会保険事務局)		過去の管理状況の悪さは今更どうしようもないので、将来に向けて、今までやってきた体制の問題点を把握し、二度と同じことが起こらないような体制を作らなければならないと思う。 また、過去の記録をもう一度整備することが必要だと思う。	記録問題が新聞等で大きく報じられたときに認識した。 私たちの過去の仕事のやり方、職業意識などが問われたものと考えていた。	とにかくこれ以降は、二度とこのような問題が起こらないように対処していくことが必要だと思った。 私は平成9年4月の採用で、ちょうど基礎年金番号制度が発足してすぐであり、その後それに伴う名寄せや記録の統合などの業務にも携わった。当時も基礎年金番号以外の番号を持っていないかの調査は行われたが、そのときにも現在の「ねんきん特別便状況照会」のような形で回答状況
3596	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	時間はかかるが、台帳とオンライン記録の突合	年金制度の危機的な問題。2年前から。	時間をかけてでも、本人の申出に基づき調査をした。準備が足りなかった。(人員・事業所検索システム等)
3597	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。		5，6年前ころ。 紙台帳からWM化した際の混乱により生じた問題と認識していました。	期間調査を担当していましたので、調査依頼のあった方の記録、およびその方の記録が紛れてしまっていた記録は訂正していました。 再就職の際に手帳が無い申し出者に対し、安易に新規払い出しすることなく、再交付等の指導を徹底すべきだったと思います。
3598	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。		平成17年から年金相談に携わり、裁定請求時など統合されていない手番の多さに驚いた。	オンライン化されていないものや、氏名・生年月日当等の収録誤りなどについての認識はほとんどなかったため、順次裁定時などに統合していくことより解決するものと思っていた。 <現時点でみた場合> 裁定請求時において、現氏名と旧姓、読み方の違いなどの氏名索引をして十分チェックしているものと思っていた。しかしながら、収録時の誤りなどは念頭になく、オンライン化されていないもの等は確認する術はなかったが、WMに収録されているものについてもチェックが十分であったとは言い切れないのかもしれない。(本人"記録もれ"と言った場合は当然期間照会等の」対応をするが)
3599	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金問題が公になるまで、年金記録照会はほとんどなかったので、 年金記録照会の仕事をできる人(経験したことのある人)が限られているということ。 記録をもれなく探し出し、回答できるまでの幅広い知識と経験をもっている人材は少ないということ。	年金記録に関わる職員をもっと増やすこと。 幅広い知識への講習等、人材の育成をしなければならないと思います。	未統合の記録があることは把握していましたが、ここまで多くの記録漏れや入力ミスがあるとは思っていなかったです。 メディア等で問題視されるようになってから知りました。	すばやく丁寧な対応をしようと思いました。 厳重なチェックが足りなかったと思います。
3600	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	現実的には、亡くなられた方が存在すること、協力の得られない方が存在することなどから、完全解決は極めて困難と考えます。 また、高齢者を救うことを最優先にしなければならないのは言うまでもありませんが、ある程度時間を掛けて解決していかなければ危険であり、現状の対応方法を続けることは危ないと感じています。 全国に300強の事務所がありますが、各事務所によって状況が異なることはご存知と思います。 現在の事務所の定員は、概ね現在の管轄規模等で割り振られていることとおもいますが、過去の産業構造から、現在の社会保険事務所規模に比し、多くの未解決の記録問題を抱える事務所も多くあるはずです。(炭鉱・紡績などなど) まずは、そういった事務所に対し、多くの人を配置し、機構移行後の業務と切り離して進めていかなければならないと考えます。 記録問題関係の作業を事務センターに集約する場合も、現在事務所に滞留しているものも含め、全て事務センターで対応することとし、そのための要員も確保する必要があります。 年金事務所は、本来の業務を坦々と行えるよう、早急に配慮する必要があると思います。	年金記録の管理については、遡運時代も含め全て業務センターで行っており、単純に紙からデータに移し替える時に起きた不具合のみで、最終的には本人様の記憶(記録)による期間調査申出により判明するものと認識しており、本人記録に結びついていない記録が、これほど大量に存在していたことは知らされておりませんでした。 そのため、実際に知ったのは記録問題発生以降です。	裁定請求等の相談時には、管轄内の記録はその場で調べることが可能なため、その都度台帳や原票を調べていました。 管轄外の記録については、氏名・生年月日・事業所名称等の検索で記録が出てこない場合、「あの会社は厚生年金に加入してなかったと思うよ」とおっしゃる方が少なからずお見えになり、職員と相談者がその時点で納得(合意)をしてしまい、必ず調査申出を出すよう促してこなかったことも問題の一つと考えます。 また、金融機関の方が代理で手続されるときには、裁定請求書を受け取るのみなど、記録検索を十分に行っていなかったことも問題でした。
3601	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	調査申し出の回答。複数の年金手帳を作成することで、別人として処理され記録がまとめて収録できない事実をあまり報道されていないため、自分で年金手帳を管理する意識が低い。国民年金の学生免除した人が年金に未加入と誤解していることもある。国民への年金教育が必要。	平成11年4月以降、資格取得に年金手帳を提出せず、保険証の作成をさかす事業所が多かった。重複記録があり、照会するも保険証さえできればいいという姿勢で、新規で基番発行することがあった。被保険者に期間調査するよう伝えても、事業所から本人へ説明していたか不明だっ	当時、取得時に事業所に照会するけれど、被協力的だった。年金とくべつ便を早く始めていたら、本人が記録が確認でき、早い段階で記録の欠落の気づき収録できていたし、未加入事業所に勤めていたにもかかわらず、時間の経過で忘れてしまい納付もれと誤解することもなかった。
3602	地方庁	その他(社会保険事務局)	・特にありません。		・年金記録問題が存在することを知ったのは、平成19年です。 年金に対する不信感が増大するのと、自分が今までやってきた仕事は何だったのかと思いました。	・年金に対する信頼回復のため、記録確認につとめました。 オンライン上の記録で台帳や被保険者名簿等からの入力が正確にされなかったのが、結果として管理不十分になったと考えます。
3603	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	①国民一人ひとりに年金記録の情報を提供し、ご自身の年金記録を把握していただくこと。 ②その記録の内容にご納得いただくこと。 この2点が不可欠であることは当然です。 ①については、「ねんきん定期便」は非常に有効な手段であると思います。 ②については、相談のお客様に対し、単なる記録の確認にとどまらず、年金制度についてもわかりやすく説明することが大事だと思います。(例:国民年金の第三号被保険者の制度は、昭和61年4月から始まっているので、お客様の記録は○○のようになっています。・・・など)	お一人で複数の年金番号をお持ちの方で、その番号が基礎年金番号に統合されずに宙に浮いたままになっている状態を「消えた年金」という表現で社会問題化したことが、年金記録問題の発端です。 お一人で複数の年金番号が付番されても、将来、年金請求時にご本人に記録の確認をしていただいたうえで、統合すればよいとう考え方がこのような問題を生じさせたのではないでしょうか。	私達は被保険者の方々が納めていただいた大切な保険料をお預かりしているという基本に立ち返り、そのためにしっかりとした記録の管理とお客様への良質なサービスの提供を心がけています。
3604	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3605	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	回答までの時間を短縮が必須。 作業の流れの改善が必要なものがあるのかも・・・	入所前から報道で知っていたが、この様に複雑とは思っていなかった	回答までの時間がかかり過ぎであった。 ねんきんダイヤルへ相談しても『社保事務所へ』の回答だった様なので 案内しない方が良いのではと思った。 初めから時間の要するものは、途中経過の報告を、お客様へするべきだった のではないかと思う。
3606	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	「ねんきん特別便」のフォローアップ照会の担当をしていますが、本人記録の確認については同姓同名者が他にいない場合は、会社名を記入して本人に確認をしていただいていますが、会社名まで記入をするのなら職権で本人記録として統合・再裁定をすればよかったと思います。しかし、何回も照会をしているので、「もういい加減にしてくれ」との声もあり今後の中では難しさもあると思います。	年金問題は、たいへんな中で保険料を納めていただいた方に、きちんと年金として支払っていないことであり大きな問題だと思います。「宙に浮いた5000万件の年金」とさわがれるようになった3年前ごろから	この間、「ねんきん特別便」の入念照会・フォローアップ照会、旧台記録の統合や「報酬訂正」の担当者として、自分としては全力で取り組んできました。そして、与えられた限られた人数で、一応それぞれの割り当て分を消化することができました。 反省点としては、一つの作業が終わらないうちに、次々と別な作業がきて事務所として混乱をしていたのと年金受給者の方も混乱して、せっかく見つかった記録の再裁定の申出書の提出がされない方もおられました。そのため、再度督促を出さなければならず、事務の煩雑や経費の増額があったと思います。
3607	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		二年前ぐらいでした。	もっと、自己啓発に努めればよかったとおもいます。
3608	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません	調査人員を増員する	非常に重要な問題 早急に解決すべき問題 約3年前	現在記録管理係に在籍中のため、迅速・正確な処理を心がけています。 反省点としては、記録の管理がきちんとなされていなかった点が挙げられると考えます。
3609	地方庁	社会保険事務所長	思い当たりません。	一気に解消するには、対応できる人材が足りないことから困難だと思う。年金記録専門の担当を配置し、1件1件地道に解消していく他はないと思う。	一般国民、特に若年者に対する、公的年金制度の教育・周知を怠ってきたことと、年金制度を複雑にしすぎ、国民がわからない制度にした結果起こった問題と思う。 現場にいる者としては、事業計画による業務処理を行うことしか考えておらず、マスコミ報道されるまで何千万件もあるとは思ってもいなかった。	1件、1件丁寧に対応していくしか方法はないと思っている。 社会保険庁として、この問題が起こるまで定期的な記録照会を行うなど解消する対策をとってこなかったこと。 年金教育の不足。
3610	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	私は15年ぐらい前に、同姓同名の記録が入れ替わっていたことがみつかり、ご本人様に謝罪とともに記録の確認に伺ったことがありました。 そのとき思ったことは、同姓同名、生年月日だけで本人の記録と考えることに、相当無理があり、安易に判断できないと思いました。	具体的解決策はないと考えます。 ご本人様からの申し出が現在抱えている記録と一致しない場合はその事業所の適用等を鑑み相対的に判断せざるを得ないと思います。 コンピューター化されたことにより、記録確認が容易になったことは相当な進歩だと認めますが、その反面、記録の正確性が徹底的に求められる時代の到来と考えれば、いい教訓になったのではと思います。	私は15年前の教訓がありましたから、常々危惧していましたが、その後、四・五年前に新聞・報道等で公になったことを知り、ついにこのことが公の場で明らかにされ、大変な時代に突入したと思いました。	起こったことは素直に認め、下手に隠さず、画策せず、正直に受け止めるようにしました。 一部の人のあまりにも私利私欲が表面化していったことが、現在の社会情勢に拍車をかけたと思います。 眼に見えないものを信ずることが肝要だと考えます。
3611	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	なし	画像化システムが完成するため、機構本部等特定箇所で、計画的に作業を行ったうえで、ご本人にお知らせすべきである。(現行では、ご本人に同じようなお知らせが数回行くため、戸惑っている)	昭和50年頃 コンピュータ化になっていなかったため、国民年金については、本人の申出により過去の加入の有無を確認し、手帳番号を払い出していた。また、厚生年金についても、本人又は事業所の申出により手帳番号を払い出していた。したがって、2つ以上の年金手帳が多く存在していることは認識していたが、年金請求時に判明すると思っていた。また、件数については、このような多くの件数があると思わなかった。 平成9年頃 基礎年金番号制を導入した時、計画性がなく、あまりにも短期間で番号を付したこと、その後の	年金請求時には、洩れていた手帳番号があった場合、本人からの申出がない限り、事務所から会社名を言わないという取扱いになっていたためと思う。 基礎年金番号制を導入した時、計画性がなく、あまりにも短期間で番号を付したこと、その後の重複番号の追跡を丁寧に行わなかったことも要因にあると思う。
3612	地方庁	その他(社会保険事務所)				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3613	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	年金特別便関係の対応を最後まで丁寧に行うこと。年配者が多いこともふまえ、時間と労力と費用をかけてでも今一気に解決してしまうべきだと思う。	お客さまの記憶まかせであったことや、年金制度の度重なる改正等、複数の要因が組合わさり、国民に不利益を与えてしまった。国の信用にかかわる重大な問題だと思う。 入庁後、報道により知った。	年金裁定の際、記録もれがない様お客様への確認に念をいれ、また再裁定等事務処理をできる限り早く行う様努めた。 お客様の立場にたち、一人一人が最善な年金の受給をできる様より積極的に業務をこなし、また早い段階でお客様自身の意識に呼びかけ協力をうながすべきであったと思う。年金制度自身も度重なる改正で煩雑なものになっており、様々な箇所で煩雑になっている。
3614	地方庁	その他(社会保険事務所)	現時点で、思い当たりません。		本人の未統合の記録と思われる場合でも、すぐに統合せずに、年金請求時に統合すれば問題ないという認識が少なからずあったことが問題だと思います。 その点についての認識は記録問題が発生する前の平成17年ごろだったと思います。	極力、本人の記録という確認がとれた場合は、上司とも相談して、統合するようにしていましたが、現在のように、徹底はしていなかったと思います。 当時から、徹底して、手番の統合に取り組んでいたら、現時点の記録問題は少しは軽減していたかもしれません。
3615	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上			厚生年金等の被用者年金の記録も含め、最終的に年金受給の際に統合することも可能なのでしょうが、人間の記憶のあいまいさを考えたとき、受身での統合でなく、当庁から発信する記録の照会が、一昨年の年金記録問題が大々的に取り上げられるようになる前(オンライン化完了後できる限り早い段階も含め)に、強化を図るべきであったと考えてはいましたが、具体的な手法については深く考えたことはなく、お客様の来訪時に「ひとつずつでも」というところからですが、年金記録の管理のお願いをさせていただいていました。 これだけ数多くの問題が蓄積されているとは、この年金記録問題が発生したときに詳細を把握したところです。	できるだけ早く、一人ひとりの記録を正しいものにしなくてはならないという強い気持ちで、統合のための訪問を数多く努力しました。ただ、年金の給付関係の知識が低かったこともあり、統合は簡単にできても、その後のフォローに関して説明に時間がかかったりと、自分自身のはがゆさも感じていました。 反省すべき点はやはり、前の設問でも書きましたが、オンライン化の早い時点で「こちらから発信する記録案内(照会)」が必要であり、また職員個々の意識ももっと強いものが必要だったと考えています。 今後もできる限り早くたくさんの、一人ひとりの年金記録が正しいものになるよう(強いコスト意識も持ちながら)、地道に足を運ぶことも含め努力したいと考えますし、また、「年金」ということに対して、早く「安心」という気持ちを持ってもらうため、記録問題の解決に今後も努力しようと考えていますが、住所地を転居した場合でも、また転職した場合でも、基礎年金番号が変わらないよう
3616	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			・国民に対する謝罪的な気持ちと一方で、社保庁の国家事務に対する長年の正当な事務処理への取りこぼしの表面化。 ・具体的に知ったのは、一連の年金問題が報道された時期(平成16年4月頃からか)	・与えられた業務及び問題に対し、真摯に、有耶無耶にせず、自分のやれる事はやるスタンスで業務に対応している。 ・社保庁だけが悪いのではなく、国・政府・関係省庁・当時の社会構造等様々な要素が今回の問題に関係があると思います。その時々に、キッテリ対応できていれば(現実には難しい)良かったと感じます。
3617	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	知識が不足しているものをいくら人数だけそろえても、新たな問題を生み出すだけ。ベテランや業務に精通している者をそろえるべき。	マスコミで取り上げられるようになり、認識するようになった。ここまで端末に名前が登録されていなかったのでは、裁定時に統合するのは困難だったと思われる。	対面でできるだけ当時の情報を詳細に聞き出し、統合につなげようとした。統台帳時代に安易に手帳を払い出したこと、機械化の時に突貫工事で記録を入力したための誤入力が最大の原因。
3618	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	1.介護・福祉関係者、経済団体、企業、労働組合等関係団体等から情報をインターネット等から収集し集会開催に職員が赴く、また、自宅から出かけることが困難な老人、障害者等についても市町村や各種団体から情報を提供していただき「ねんきん特別便」等の年金記録の確認及び確実な回答・回収の取組を行う。 2.「ねんきん特別便」及び「ねんきん定期便」の期間照会回答にいて、全国統一した処理マニュアル及びきめ細やかなサンプル回答書を作成する。	年金問題を認識したのは、平成18年頃マスコミ報道されてからです。	法令・通知等に基づき適正に業務が行われているかチェック方法を全課員と共有し業務遂行する。 お客様の立場に立ち業務を行うことを常に考えるよう反省しています。
3619	地方庁	その他(社会保険事務所)	・特にありません。		・約、2年前に過去の加入記録の誤り(もれ等)と認識しています。	・誠意を持って対応するように心がけた。
3620	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	可能な限り、最後まで調査をして、本人、もしくは遺族にきちんと答えることが一番だと思います。 社会保険庁が行政として行ってきたことに対して、結果、経過において止むを得ない面と、怠った面があることをきちんと総括し、国民に説明するべきだと思います。 苦情での来訪者に、何故できなかったかと思われる理由等を説明し、それが理解され納得してもらえた被保険者がたくさんおられました。	2007年頃にマスコミ等で騒ぎとなり、対応が難しいものと意識した。 被保険者が一人でいくつも番号が取れた時代を経て、早めに手を打つべきとは思っていたが、当時は年金受給時(請求時)にまとめればよいという時代でもあった。 しかし、コンピューターもない時代に、重複取り消しなど、退職者もいるなかで調査してもそう簡単にできることではなく、事業主を通じて啓蒙するしか選はなかったのも事実である。	昭和の時代から、疑重複番号調査、整理等が中々進まない中で、年金基礎番号制度を進めても、国民(被保険者)の年金制度における意識の低さも一つの原因ではあったことから、番号統一を指示しても、通知封筒を開けないでそのまま放置している事例も多々見られたと思う。(国民(特に壮年) 一般的に、年金受給時(請求時)にひとつにまとめればよいと言う風潮があったのも事実であり、職歴記録確保のために。せっかく年金手帳の備忘録欄に、自分の職歴を記載するように成っているが、実際に記載する人などほとんど見られなかったのも事実であり、手帳の活用の意味さえ知らなかったことは残念である。(本人も会社か役所が記入してくれるものと思っている人が多かった) 年金基礎番号制度は考えとしてよいものであったが、国民意識の希薄さの中で進めるには準備不測であった。 もっと国家事業としての国民理解を得て、社会保険庁のみならず、政府として、予算も時間もか
3621	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3622	地方庁	その他(社会保険事務所)			社会的にも大変重大な問題と認識しておりました。 2年前の事項認識しました	一つでも多く未統合記録を統合しようと処理に努めました
3623	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らないです。	自宅訪問で1件ずつ確実に解決していく。	基礎年金番号に収録されていない記録が本人の記憶がない場合の確認方法について問題があったと思う。 基礎年金番号導入後、しばらく経過してから。	当時は本人に事業所名等の情報を職員から伝えることができなかったため、対応できなかった。 全体的に年金制度について理解が不足していたと思う。 (職員の説明不足、本人・社会保険事務担当の理解不足等)
3624	地方庁	社会保険事務所課長級以上	被保険者名簿で管理されている厚生年金被保険者記録で書き換え名簿で被保険者番号の欠落があり記録の確認ができない事例がある。	よい考えが思いつきません。	年金記録問題を担当した平成19年で、年金受給権、年金額に関係する問題とおもった。	オンライン記録が必ず正しいと思わず被保険者名簿、被保険者原票の記録との突合等を行う。 銀行預金(郵便預金)ように、当初から機械管理が必要だった。
3625	地方庁	その他(社会保険事務所)			○年金記録問題とは、過去の厚生年金期間記録及び国民年金期間記録データが統合帳からコンピュータの入力が不正確であったこと及び、国民年金と厚生年金がそれぞれ別に管理され、年金を請求する際に本人に加入期間を確認し年金を決定するしくみが宙に浮いた年金記録を作ってしまった。	○ねんきん特別便及びねんきん定期便の窓口対応を行った。 ○コンピュータ入力の際の不正確な入力及び、年金請求が申請主義であることの問題(短期間の厚生年金期間などは本人が忘れているケースが多い)
3626	地方庁	社会保険事務所課長級以上		記録問題については、本人のものと確定できても、本人の届出がない場合、本人にまったく記憶がないなど統合できない状態の場合がある。ある程度の範囲で職権でできればと思います。	大変重要な問題だと思います。年金は請求がないと支給できないため、今回の問題によって、今まで確認できずに未統合だった記録が本人の記録と判明したことは有意義でした。 基礎年金番号が導入された以降と思います。手番のままの記録が溢れていました。諸届の提出の際に、年金手帳や本人に確認し判明できたものについては、基礎年金番号に登録をその都度、統合処理を併せて行いました。	できる限り相手の話を聞いて対応を心がけました。窓口や電話の対応はとても大変でしたが、やってよかったと思いました。 今回の一連の記録問題については、手順がまずかったと思います。特別便を送付する前に、旧台帳の記録や漢字カナ変換、氏名索引、払出簿等の記録を整備して、コンピュータに登録をしてから、本人照会分するべきだったと思います。何度も同じ手続きをすることになってしまったり、はじめは記録が見つからないのにあとから判明したりとか、事務所の窓口では非常に混乱し、職員が対応に困ってしまいました。
3627	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	専門の人が処理出来る体制をつくる。	平成9年1月1日基礎年金番号が付番された時は年金請求の際に順次統合されるという予定でそれにより順次統合されると思っていました。	期間照会申請書を処理する際に出来るだけ統合出来るように確認しました。 色々な問題に対しての危機感が少なく、認識が甘かったと反省しています。
3628	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。		問題が報道されて知りました。 制度周知不足なのかと思っておりました。	年金制度をなるべく専門用語を使わず、わかりやすく説明するよう努めました。 制度周知不足に関しては、CMなどだけでなく、国民の義務である以上、税金や健康保険とともに義務教育の教育課程にもりこむべきではないかと思います。 処理誤りを極力なくすよう、チェック機能をより充実させる。莫大な量の書類を管理者数名で完璧に見るのはほぼ不可能。 届出申請ではなく、入力を被保険者にやっていただくシステムにすることも一つの手段なのではないかと思います。
3629	地方庁	社会保険事務所課長級以上		＊現時点において本人からの回答があったものについて処理をする。機構に移行して再度未回答の方に特別便を郵送する。＊マスコミ等の利用により特別便の回答を促す。	＊業務課に在籍しているとき不備の記録があることがわかった。20年前くらいです。件数がそんなに膨大にあることは今回の記録問題で知った。	＊その業務についているときは名前等のないものを払い出し簿からみて整備をしていた。＊基礎年金番号付番のとき事務所においてきっちりとやっておくべきものだったと思う。私たちはシステムの件では業者に依存していたのも問題だとおもうエラー分について報告等がきっちりされてたら問題は起こらなかったのではないかと思います。
3630	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	全ての記録についてカセットをオープンすること。誤った手番に収録されているものについては、番号を払い出して記録を明確にすること。 その後に名寄せ便を送付し、回答により、本人の記録と思われるものは積極的に記録を統合する。高齢者の記憶があいまいであったり、不明瞭であるため、回答が無ければ客観的判断で統合することが必要だと思います。 また、名寄せ便での回答で再裁定も兼ねるような様式にできないものできでしょうか。	最も大事で、早急に解決しなければならない課題と認識していました。 マスコミ報道で知りました。	回答までのスピードを重視して対応しました。 以前は、記録は手番として収録されていると思っていました。統台帳分を手版として収録するための予算措置を講じるべきだったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3631	地方庁	社会保険事務所長	年金関係業務の経験は少ないので、世間一般に知られていないような事までは知りません。 ただ、世間一般に知られている事には間違った事が多分にあると思います。	年金に関しては、今まで政争の具にされてきたため、改正、改正が度々繰り返されてきた関係で、非常に解りにくい制度となっていると思われます。また、未統合の年金記録は、40年～60年以上昔の紙台帳で管理していたものがほとんどであると思われます。 以上の点を考慮し、その当時の事業所等を記憶している先輩の方々及び年金制度に精通した職員達を多数そろえ、地道に時をかけて解明してゆくしかないと思います。 短期間での解決はありえません。 厚生年金から国民年金への切り替え手続等の不備による未納期間はよくあることだと思われますので、「消えた年金空白期間2年以内救済」の新基準が報道されていますが、こんな事を実行したら、また世間は大混乱するのではないでしょうか。	人間の手作業業務でありますから、間違いはあると思いますが、そんなに多くは無いと思います。本当に自分の記録がなくなっているのであれば、それは大問題であり、一刻も早く解明し記録を回復させねばなりませんが、未統合記録の大部分は、被保険者の方々が、行く先々の事業所において新たに年金番号を取得され幾つもの番号を所有されていて、取得された事業所の記憶すらない、或いは事業所が無くなっている等で特定が出来ないもの、生年月日を偽って届出しているもの等、昔は、世間一般に、年金への関心度は薄かったため、被保険者の責任も多分にあると思います。 ですから、年金の重要度が高まり、基礎年金番号が創設され、統合されていない宙に浮いた年金記録が5，095万件もあるとの報道がされたため、過激な報道では「消えた5，000万件」とか「消えた5，000万件」という、世間の不安を増幅、煽るような報道がなされたため、大問題へと発展したものであると思っていました。それまでは、年金請求時に職歴等十分に確認し、新たな年金番号が判明すれば統合するなど、順次宙に浮いた年金記録は解明できていたものと認識していました。	誤った報道であれ、宙に浮いた年金記録には間違いないので、一刻も早く国民の皆様方の信頼を回復すべく、大会、会議、説明会など機会あるごとに、社会保険事務所に対する信頼の回復をお願いしてきました。もちろん職員とも意思統一を図り、全職員一丸となって来訪者にも真心を込めた誠意ある対応を行ってきました。その証に、事務所グランプリでは、3年連続で長官特別表彰をいただいております。 この問題に関しては、社会保険庁からの指示通りに、真面目に業務を遂行してきたつもりであるにも拘わらず、年金記録業務とは無関係な部分にまで踏み込まれ、叩かれ、不真面目な職場のように思われたのは大変遺憾であります。また、有能で経験豊かな職員達が、心の病になり退職、或いは社会保険職場に疲れて退職していった事は誠に残念でなりません。 1人の被保険者が幾つもの年金番号の取得により、あまりにも多くの年金記録が存在するのが解って、その対処策として基礎年金番号制を実施した事では良かったと思います。その結果5，095万件もの記録が宙に浮いているという事実が明るみに出て、基礎年金番号制が仇となったのは誠に遺憾です。 この報道がされた時点で、説明なり説明なりできなかったのでしょうか。「消えた年金」「消された年金」等言われ放題で何もしない。間違った報道により、怒っている国民(有権者)のご機嫌取り
3632	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	職員だけでは、時間的にも件数的にも早期解決は難しいと思われるので、非常勤職員(アルバイト等)を多く雇い入れて早期解決を目指していくようにしたほうが良いのではないかと思います。雇い入れる場合には、専門性のある仕事になるので年金関係の仕事に従事した方を求めるほうがいいのではないでしょうか。また、年金関係に携わったことがない方であっても、できるだけ雇用契約期間を長くして雇うことによって、ようやく仕事に慣れた方が雇用期間満了等で終了にならないようにしたほうがよいのではないかと思います。	年金を扱う仕事をしている以上、この問題はあってはならない問題だと感じました。お客様が支払ってきた年金記録の管理が不十分であり、年金支給の段階でご迷惑をおかけしているんだと考えました。ただ、残念ながら自分自身この問題が大きく取り上げられて初めてこのような問題が存在することを知りました。	ねんきん特別便等を通してお客様の声に耳を傾け、時には相談などで1時間、2時間かかることがあっても最後まで対応しようと心がけていました。 反省点となると記録管理の問題が第一に挙げられると思います。現在基礎年金番号が導入されておりますが、一人一つの番号であれば記録漏れなどがなくなると思いますので早めの導入だったらと感じます。また、複数の番号をお持ちの方についてはお客様宛ての確認作業についても現在の名寄せ作業のようなことをもっと早く行っていればこの年金記録問題も起こらなかったと
3633	地方庁	その他(社会保険事務所)		・名簿のデータをもとに、記録の整備。 ・年金制度に関する周知。	基礎年金番号導入時から、年金手帳が2冊以上ある方がほとんどであったにもかかわらず、すぐに1本化して下さいといった周知が足りなかったのではないかと思います。 特に会社が手続きをおこなってくれる厚生年金については、学校等で習うこともなく制度について、よくわからないといったかたが多いため、おきた問題だと思います。 現在でも、よくわからず来所される方が大勢います。 誰もがわかりやすい制度であってほしいです。	特別便・定期便等、問題の解決に向けてやっていくといわれたものに関して、 窓口や照会対応につとめています。 特別便の回答を庁へして下さいとしたものが、現在住所地の社会保険事務所におりてくるまでとても遅く、現場は大変な思いをしています。 はじめから、きちんとした方針のもとどうやっていくのかを、早めに示していただけたら、もっと効率的にできたのではないかと思います。
3634	地方庁	社会保険事務所課長級以上		国民年金の期間照会のように、調査中の段階で市町村から台帳を吸い上げるなど現在途中で止まるような状況をつくらないでください。必ず漏れがでます。 現時点にいたっては市町村に送った方が早いと思います。	年金記録問題は、必ず完結すべき問題と認識している。	まず、職員全員で対応する体制をつくり、若い職員の意識を高めること。
3635	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	一人ひとりのお客様に対して丁寧に対応すること、専門的な知識のある職員が対応すること。	基礎年金番号に統合されていない年金記録があることは認識していたが、裁定請求書の提出時に年金記録を統合することで年金給付の金額には影響がないため、問題として認識していなかった。年金記録問題としてマスコミ等で騒がれ始めてから、問題となっていることを認識した。	特別便等の対応の際には丁寧に、かつお客様に対して分かりやすい説明をするよう意識していた。年金記録問題については年金記録の管理の複雑さ(氏名のフリガナ登録の誤り等)が大きな問題だったと思う。
3636	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	都道府県単位に記録整理班等を設置し、市町村等の協力を得て徹底して戸別訪問実施する。	大変なことと思っている。平成14年ごろ期間照会業務に携わったとき	この記録問題についてはもっと早くから整理をしていればよかったと思う。
3637	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3638	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題が起こる前に、氏名・生年月日・記号の登録がされていないものがあることは知っていた。それを知ったのは、問題が起こる3・4年前ごろだったと思う。	本人から照会の申出があった場合は、マイクロを確認の上、収録していた。 しかし、現時点で考えた場合、組織全体として状況を把握の上、計画的に収録を行っていれば、今回の混乱はここまでにはならなかったと考えます。
3639	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	被保険者の一人ひとりに加入記録を確認していただき、きちんと整理するしかない。そのためにも、必要なマンパワーと予算を確保する必要がある。 また、年金記録については、被保険者や事業主からの届出に基づき処理を行っているが、年金制度に関する手続き方法等について知らない方も少なくないと思われる。従って、制度内容や手続き等についての周知・広報を十分に行い、きちんとした手続きをしていただくことも必要ではな	平成10年頃であった思うが、基礎年金番号に統合されていない加入記録があることを知った。件数ははっきりしないが、かなりの件数であり、これらの記録を裁定請求時にご本人の記憶から探し出すのは時間を要する等、かなりの手間が生じるのではないかと考えた記憶がある。	被保険者の記憶が新しい内に早くきれいにすべきであるとは思ったが、予算等の制約もあり、難しい問題であった。やはり、基礎年金番号導入時にもう少し国民の皆さんにPRを行い、早く対応すべきであったのではないか。
3640	地方庁	社会保険事務所課長級以上		問い合わせ、相談に対して誠意をもって対応し続けるしかない。 根本の法律等を変えない限り完全解決はないと思うので、あとは地道に対応を継続するしかないと思う。 ただし、安易に本人の申し立てだけで加入(納付)記録を認めることは、年金財源の問題等から見ても妥当性を欠くと思う。	複数の番号を持っている方がいることは認識していた。年金請求時に氏名索引等で統合されることとなるので、これほどの問題になるとは思っていなかった。	来所されたお客様に対してできる限りお話を聞きだし、記録を探すとともに、丁寧な対応、説明をこころがけてきた。 組織全体の問題であり理不尽な言動にたいしても謝罪を繰り返してきた。 反省点 過去の記録の管理がずさん(特に国民年金)であった。 年金手帳の重要性についての周知の不足(基礎年金番号の事を知らない人が多すぎる)
3641	地方庁	その他(社会保険事務所)	未統合手番について、WM上で記録が確認できない(カセットが開いていない)ものがまだ数多く存在すること。また、WM上の厚生年金の加入記録について、事業所記号が収録されていないものが数多くあり、記録照会に手間取る要因の一つになっている。	早急にカセットをすべて開き、WMに収録する。 原票を基に事業所記号を補正収録する。	平成10年頃より。 手番の重複取消処理を行う際、WM上に収録されている氏名の読み方に誤りのあるものや、名前が相違しているものが数多くあり、過去の記録には不備が多いなと感じていた。	上司より、記録のオンライン化の際に生じたと思われる不備の経過を聞き、いつか台帳との突合などを一斉にやらなければならないだろうと話はしたが、一人二人でできるものではないので、具体的に動くところまではいかなかった。 手番の重複取消や期間調査の業務に携わった者、オンライン化の際に在職していた者であれば、おそらく似たような問題意識は持っていたと思う。もっと早く皆が深刻な問題として捉え、行動を起こすべきだったのではないかと考える。
3642	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	人海戦術しかないのではないでしょうか	大分前のことなので特に疑問はもっいなかったと思う	
3643	地方庁	社会保険事務所課長級以上		現在、行われている施策を円滑に実施していく他、一定の条件の場合(はっきりと特定が困難なケース等)に、氏名、生年月日が一致している場合は、複数該当者がいても同じ記録を追加するなどの取り扱いが必要なのではないかと考えます。(1件でも持ち主を特定するためには。)	年金記録を調査する仕事が存在することに、当所は、違和感を覚えた記憶がありますが、5千万件の不明があることを認識したのは、マスコミ報道後です。	年金相談対応時に極力、氏名等から記録が判明するよう、努めました。 この問題は、最大の発生要因は年金資格取得時の届けについて、本人の申請に極度に依存していたことだと考えます。そのことを早く認識し、問題提起を行えるよう、在るべきでした。
3644	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3645	地方庁	地方社会保険事務局長		現在の取組みを進める以外に特に効果的な方策は思い当たらない。	被保険者記録は、裁定請求時にほぼすべてが判明するものと考えていた。しかしながら、想像以上に、記録管理の不正確があったり、同一人にあまりにも多数の番号が払い出されたり、被保険者の記憶が相当にあいまいだったりといったケースが多いことがわかり、記録問題の根は深いと感じたが、解決に向けて少しでも前進するよう取組みを推進すべきと考えている。 記録問題の存在を知ったのは、3年くらい前にこの問題が社会問題化したとき	一人でも多くの方が解決するよう取組みを推進している。 オンライン化、電算化の際、古い記録も含め、すべて正確に磁気データ化すべきであったかと思う。ただし、予算確保や技術水準等の問題も存在したはずであり、それが可能であったかどうかは不明。 また、同じ人に多数の番号が払い出されており、重複払出しの防止策が十分に機能しなかったことが問題を大きくしたといえる。実際に期間照会業務に携わり、記録が判明するほとんどが重
3646	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	もっと経験者で対応していくべきだと思う。私は以前期間確認センターにいましたが、所沢に異動になりました。私だけでなく、センターにいたときにもようやくなれてきた者を事務所に異動させてしまい、また新しい人に対応させる、という非効率的なことではいつまでたっても完了しないと思	直接、調査・回答を行ってきたのでとても重い問題だと感じていた。ただほかがどのように感じているのか・・・、疑問に思うことがある。 自分は任期職員として昨年の3月から業務をしているので、遡ってもそのときから認識していた。	紙の台帳、マイクロなどで調査して正確に記録の統合を行うようにしていたが、年内中に完結させる、ということを目標にしているので、時間が足らないと思う。古いデータを確認することは、思いのほか時間がかかり、それを正確に行うことは大変な作業であるため。
3647	地方庁	その他(社会保険事務所)			問題を知ったのは特別便が始まった頃です。 以前から統合されていない記録が存在していることは周知していましたが、 受給者の方のもれがここまでとはわかりませんでした。	とにかく統合をさせていただくという気持ちで、接客態度については、わかりやすくを意識しながら対応しております。 お客様が言われることを受けとめて、「ひょっとしたらまだ記録がもれているのではないか・・・」という姿勢で対応しなければならないと思います。
3648	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	台帳照合作業は人の目で確認しながら行わなければならないため、やはり業務に精通した人間が処理するのが早期の解決につながるのではないか。	平成9年の基礎年金番号が始まった時点で未統合番号が数多くあることはあるていど知っていた。 国年については納付記録が誤っているものがあるとの認識は無かった。 未統合番号については、通常業務の中でも随時処理を行っていた記憶があるが、5000万件あると知ったのは公表で知った。	平成9年当時、基礎番に同封されていた返信用ハガキを確実に返送していただくような手立てをしていれば、未統合番号は少なかったのではないか。 厚生年金記録についても本人の記憶に無いものについては本人記録と特定せずに処理していた。もう少し本人から記憶を引き出すヒントでも与えていれば厚年記録の件数も減少できたのではなっかと今では反省している。
3649	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	専門の部署を作り、マンパワーを投入する。	平成19年5月まで、そのような問題があると知らなかった。	年金請求時点に記録を統合すればいいと言う甘い認識があったので、基礎年金番号が、導入されたときにもっとしっかりした対応がなかったことが反省点
3650	地方庁	その他(社会保険事務所)	平成21年4月1日入所の為、現時点で特殊な問題点を発見する事はできていません。		将来の生活資金に影響を及ぼしかねない重要な問題だと認識しています。 数年前から、各マスコミ等の報道・情報により問題等がある事を知りました。	年金加入記録について、自身の自己管理も大切だと判断します。 上記の事を踏まえ、源泉徴収票は必ず保管するようになりました。 記録の管理も自己防衛が必要だと感じます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3651	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	事業所整理記号の重複払い出し 職歴を打ち出す際に混乱や誤りをきたすとともに記録確認においても妨げになっている。 厚生年金とみなした船員保険期間記録の喪失(原簿上資格記録と報酬のみが入っていて加入記録としての態をなしていない) 船員保険記録が入っていたとしても事業所(船主)が良くわからないことが多い。 旧法受給者の通算対象期間について 通算期間が何ヶ月あるかとしかなく、中身がわからない。再裁定時には再度確認しろという無茶振りをされる。過去の仕事を信用していないのは理解できないでもないが、2度手間である。 厚生年金基金記録 代行返上対象者なのか連合会扱いなのか判断しかねるケースが見られる。 資格記録画面で人目でわかるようになっていればよかった。 厚生年金賞与記録 報酬記録にも言えることだが、遡及分があった場合過去分をすべて取り消しした後で無ければ入力できない仕様となっており、入力処理誤りを招きやすい。ダイレクトに入力処理できなかったのか。 70歳以上被用者届出関連 完全に2度手間、処理漏れの温床。	システムの改善。記録の確認。事態の解決に王道は無く、相当の時間をかけなければならないと思料します。	過去記録の管理はかなり粗いものと思ってはいましたが、ここまで記録管理がいい加減だとは思っていませんでした。 平成18年以降です。	能力の及ぶ限り事業所に届出の徹底、被保険者には記録の確認をお願いしました。個人的には反省する点はありません。 しいて言えばこれらの問題の解決について改善要求をしてこなかったことがあげられますでしょうか。
3652	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3653	地方庁	その他(社会保険事務所)	別にありません。		厚生年金の資格照会の担当をしているので、別人の手番(10けたのうちどこか違うため)に記入されていることによる記録漏れや年齢を若くして入社された方とかがありました。事業所をかわるたびに厚生年金の手番を取得していくつも番号がある。	別人の手番は名簿担当者の記入ミスか事業所が提出した取得届のチェックミスとおもわれます。いくつも手番がある人は前の会社を知られたくないと言う本人の事情もあるとおもわれます。
3654	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	約束期限重視ではなく、一件一件時間をかけての対応。記録照会業務については、経験の有無によって回答が変わる可能性があるため専属での対応もできることならば必要と思います。 結局は、一件一件真摯に対応していくことが、国民全体から納得、信頼を得る一番の方法と思います。	資格照会業務を担当したときに、未統合の記録が予想外に多いとは思っていました。ただ、組織全体に危機意識がそこまでないように思われたので、そんなものだと認識をしていました。その後、国会での議論を目にするようになり、問題として認識するようになりました。報酬の問題については、問題になってから、初めて認識しました。	小さな事でも、おかしいと思うことについては、報告、解決するように普段から努めていきたいと思います。また、今回の年金問題については、経験も浅く、制度全体に対する知識が十分でなかったため、お詫び、資格照会に携わるぐらいの対応しかとれませんでした。今回の問題については、組織全体に本来は申請主義であったため、記録の統合に対する意識が、お客様の求めるレベルに達していなかったことが番お問題と思います。また、徴収については法律に対する認識をいままで以上に強くしていく必要があると思います。ただし、現状の制度自体が中小企業の事業主には、少し負担が大きすぎるのではないかという声もお客様より多く頂戴します。
3655	地方庁	社会保険事務所課長級以上	国民年金の第3号被保険者記録と配偶者の厚生年金記録の不一致(配偶者が厚生年金の喪失・再取得をしているがその間の種別変更届が漏れている)となっている記録がある。広報や勧奨も出されているが、再度、抽出をかけて届出勧奨を実施する必要があると思う。	これまでの特別便や定期便や申出書等々の処理について、人員などの体制を確保する必要がある。 今後の取り組みにおいては、準備をしっかりし、解決までの調査や事務処理の体制を整えたうえで実施するのが、結果的に早く処理を終えることができる。 (国民年金でいえば、市町村の台帳等の電子画像化や払い出し簿の検索システム等々、これまではできていないままに実施したことで処理が遅れることとなったなどの経験を生かすべきである。)	被保険者や受給者の権利に関わる重要な問題であると認識していた。	年金相談や請求などの機会のつど、氏名検索や国年マイクロ、国年配偶者記録、期間重複などについて確認し、対応に心かげていた。しかし、WM上の記録に反映していないものまでは確認することはできなかった。 全職員の意識が現在のように、記録問題の重要性を認識したものとなっていなかったことの問題。 点検・チェック等の十分な体制がなかったことの問題。 被保険者に対して通知をしてこなかったことが問題(標準報酬月額や各年の納付記録等、本来
3656	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上		未統合記録等を全職員一丸となって全力で早急に解決して、その結果を国民にお知らせするしかないと考えます。	国民の生活に直結する非常に重要な問題であると考えています。 平成19年度頃です。	入念調査等一生懸命になって取組みました。 記録の管理方法と考えます。
3657	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道等で指摘されている問題以外で把握していることは特にない。	平成20年からのねんきん特別便をはじめとして、年金記録の確認のお知らせ、年金定期便により、徐々に解決に向けて進んでいると個人的には思っている。今後は人員を割いてでも、未回答者に対して、市町村の協力を得て、自宅等への訪問を実施する等、積極的な姿勢が必要だと思っている。	平成18年4月採用のため、年金記録問題を実際に認識したのは、マスコミ等で報道がされ始めた平成19年頃である。それまでは、未統合の年金記録があることは把握していたが、5000万件という件数や、その中の受給者の割合がかなりあったことなどはまったく知らず、正直驚いたのが実際である。	組織の一員としてこの問題に対する責任は受け止めなければいけないと思っている。当事務所は、年金特別便開係を全所体制で対応しているが、自身もできる限り窓口対応を率先して行うよう心掛けている。 基礎年金番号を導入して10年以上も未統合記録を残してしまっている責任の所在を議論するより、今は一件でも未統合記録の解明を図る方法を考えることが重要だと思う。
3658	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくにありません。	時間はかかりますが、職員一丸となり、整理していくしかないと思います。	二年くらい前に、知りました。	事務所一丸となり、お客さまの年金不信をなくすよう、対応しました。 年金受給者を整理してから、被保険者への作業をすれば、もっと効率よく整理できたのではと思います。
3659	地方庁	その他(社会保険事務局)				
3660	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ひとつひとつ確実に正確に丁寧に処理していく。	オンライン化作業のときに正確に移管できなかった。 一般的に知られるようになってから。	被保険者の立場に立って話を聴く、申出の記録を正確につなげていく、など。 確認作業が甘すぎる。
3661	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にない。	現行の方策をとった以上、現行方法で徹底的に処理すべきと考えます。	重要な問題であると認識していました。存在を知った時期は正確には記憶していませんが、一般的に知るところになったころではないかと思います。	お客様に対して誠心誠意、かつ迅速に対応しようと思いました。送付する順を、5000万件をメインに送付し徹底的に解決した上で、特別便を送付した方が良かったのではないかと思います。また、受付や人員の配置を地方でした方が混乱しなかったと思います。
3662	地方庁	社会保険事務所長	現在までに報道され、また公表された以外に、報告させていただく事項はございません。	一挙に解決させることは到底無理と考えます。「ねんきん特別便、定期便」の未回答者に対しアプローチしながら、一件づつ記録の確認作業をしていくしかないと考えます。 また、マスコミ等を活用し、国民の皆様方に、この問題が如何に重要で、ご本人にとっても大切な問題であるかということをご理解いただき、ご協力いただかなければ、私たちからの一方的な働きかけには限界があると思います。	昭和63年頃初めて厚生年金の適用担当課に配属され、取得届を受付けた時、年齢からみて過去に加入されていたであろうと思われる方であっても、新規取得の届出書を受付けてしまいました。 当時は、届出いただいた方も年金受給年齢までまだまだ年数があり、いつでも記録を統合することもできましたし、最終はその方が年金を請求いただく時に、ご本人が過去の職歴や加入僧を申し出いただければ充分間に合うと考え、このような問題になるという認識まで至っておりませんでした。	当時は、認識が非常に甘かったため、漠然とした問題意識は持っていても、一担当者や一事務所でできることは限られたため、課長等に相談したり、ましてや当時の本課に対し、問題提起するまで至りませんでした。 私が採用された昭和51年当時でも既に厚生年金制度発足から30年以上経過しており、問題意識があったとしても、何ができたか疑問です。 ただ、今はあらゆることで問題提起できる環境ができておりますので、今後は問題等があれば報告できますし、また職員からの報告や相談がしやすい環境づくりに努めております。
3663	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	年金加入記録について未回答の方については、繰返し加入記録票を送付し、回答のご協力を求める。	老後の生活を支える年金額計算の基礎になるもので、国民にとって非常に大事な問題であると認識しています。 平成18年頃からのマスコミの報道で知りました。	ねんきん特別便やねんきん定期便等にかかる照会や調査には積極的に取り組みました。 年金記録は国民の皆様の大切な財産であるという職員の認識が低かったのではないかと反省しています。
3664	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		統合されていない年金記録の存在は知っていましたが、今日的な大きな問題となることは想像していませんでした。 業務に携わるようになってから知りました。	年金裁定請求書を受付した際に被保険者に同姓同名で別番号が存在した場合の確認や厚生年金や国民年金の適用の際の疑重複の確認を行いました。 しかし、聞き取りや調査をするも限界があり、また不十分な調査、確認であったため、結果として統合されていない記録が存在したのでないでしょうか。 また、ひと昔前のオンラインではない台帳時代は調査、確認することにかなり限界があったのではないでしょうか。 年金記録を管理するうえで、社会保険庁として厳格に管理できる体制であったかどうか・・・
3665	地方庁	その他(社会保険事務所)		長い時間のなかで起きている問題なので、今後早く解決するべきですが、今の定員では早急な解決はむづかしく、定員、予算、など整えるべきとおもいます。 まず人数の確保、同時にカセットのオープンなど、やるべきではないでしよか。	名簿の機械収録等、すべてwmで検索ができるとおもっていました。ただ番号を複数所持している、名前、生年月日、など相違している場合は、時間がかかるとは認識しておりました。 問題の存在は、今回です。	いままでの検索では、でないものがあるとわかったので、慎重になりました。 反省点としては、旧台記録等機械収録などを、予算要求して、やるべきでした。また、現場に記録がどのようになっているかの伝達不足です。
3666	地方庁	その他(社会保険事務所)	無し。	紙台帳の電子画像化(検索結果の向上)・・・他所間への依頼等を極力省くことで時間短縮を図る。 オープンされていない旧台帳の厚生年金保険加入記録のオンライン化。	少子高齢化の進展により、年金への期待や関心が一際高まっているなかで、年金給付につながっていない加入記録があることは、一個人としても不安を感じるものだが、社会保険事務所の職員として一件一件の解決をしていかなくてならない問題として認識していた。 また、基礎年金番号へ統合されていない各制度の手帳番号があることは、当初業務課に配属された平成13年度頃から把握をしていたと思うが、それが将来的にどういった影響を及ぼすかまでは、当時考えを持たなかった。今回の問題が表面化し、実感した状態。	相談者に対して、懇切丁寧な対応を心掛け、自身の制度への知識を深めるよう努力している。 また、反省点としては、方策の設問に対して挙げたように、紙台帳でオンライン化されていない情報を整備をとること。また、社会保険庁(業務センター)および社会保険事務所での、情報の共有化等が不十分だったのではと思われる。
3667	地方庁	その他(社会保険事務所)			大変恥じるべき問題だと思いました。 ただ、この問題は行政だけの責任ではなく、国民側の意識の低さも問題につながったのではないかとも思いました。 ゆえに、このことで、国民のひとりひとりが年金に関心を持ってもらえたので、制度や組織を改善できるいいきっかけになったと思います。	謝罪すべきことは謝罪し、ただ
3668	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3669	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません。	個々に地道に対応する。	消えた年金記録があることを知ったのは記録問題が取り上げられてから。 本人の未統合の年金記録(未払いの年金)は、年金請求の際確認している記録が間違いないという認識で、申し出ていただいた記録のみで裁定していた。実際は、ご本人さえも忘れている自身の記録がたくさんあることにとても驚いた。もっと早くからこちらから疑いのある記録の情報を裁定請求の際にお知らせできていればと今更ながら思う。	お客様の些細な記憶にも耳を傾け、記録に結びつきそうな情報を逃さないように心がけ、お客様対応しました。こちらで本人のものと疑わしき記録がある場合は、以前と違ってその事をお話できるのでスムーズに記録の確認ができます。 もっと早くから年金定期便的なものをご本人に送付して、実際の裁定請求の際に漏れを見つけるのではなく、定期的に記録を確認してもらっていれば忘れられることもなかっただろうなと思い
3670	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	時間と労力のかかる問題だが、1つ1つ解決をしていくしか道はないと思う。	基礎年金番号制度ができたのが平成9年、それ以前はそれぞれの制度で番号を持っていた。生年月日順に順次、統合中であり、引き続き、統合をしていくべきであると考えていました。 統合されていない記録があったとしても、年金請求時に氏名索引することにより、記録整理ができると考えていました。 グレー便のような、WM上に反映されていない記録が多くあることは全く知らなかった。 特別便発送により、そういった記録があることを知りました。	窓口に来訪された方や文章により照会をしていただいた方、電話により照会をしていただいている方等、多岐にわたりますが、本来の記録回復のために誠意をつくして対応しました。 記録問題解決のためには、時間と人力が必要であり、記録問題に精通した多くの人力の配置が必要と考える。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3671	地方庁	社会保険事務所長	特段ありません。	①埼玉にある旧台帳の電子化が必要と思われます。 ②カセット開封が遅いため、ねんきん特別便等の回答に影響が出ている。 ③最終的には、現在、庁で考えられている電子化による点検が必要であると思います。	①厚生年金期間照会の業務を経験したことがありますが、現在の年金問題が起こることは想定していませんでした。 ②平成18年6月頃、年金問題が生じ、窓口に来訪者がたくさん来るようになって知りました。	①この記録問題が発生しまして、氏名の入力・記録補正・国民年金の特殊台帳確認等の支援をしまして、正しい記録に訂正し、正しい年金額を年金受給者に支払うことが私たちの使命だと理解していますので、今日まで対応してきました。 ②オンラインが入る前の記録。つまり、紙台帳・原票の時代に記入・転記・入力等の誤りがあったものと思います。
3672	地方庁	社会保険事務所課長級以上		年金記録問題の解決に向けては、自分自身の記録を確認し納得してもらうしか方策はないので、 1基礎年金番号に登録されていない記録については、名寄せで可能性のある者への戸別訪問にて確認を行う。 2ねんきん特別便の回答なし者についての戸別訪問により本人に記録を確認を行う。	年金記録が基礎年金番号に登録されていなくても年金受給の手続きの際に記録を統合していくので大丈夫であると認識していた。しかし、年金記録の中には、氏名欄に氏名がなかったり、よみがなが違うというケースがあったので、マイクロフィルムの記録を突合するなど記録を探していく作業が大変だった。その原因は、紙台帳からオンラインに載せる際に誤った登録をしてしまったのではないかと思う。また、厚生年金の記録については、住所登録がなかったのでそれも問題ではなかったかと思う。 また、基礎年金番号ができた時点で、一人ひとりの記録を本人へお知らせすれば記録統合が早くできたのでないと思う。 そのような問題は、オンラインがなされたときからあったと思う。	年金記録の中に、氏名欄に氏名がなかったり、よみがなが違うというケースがあったので年金記録が誤っているという認識はしていたが、それをどのように解決していいのか考えていなかった。 年金記録問題点の反省点としては、①職員が年金記録は受給手続きの際に整備できると考えたこと、②職員の適正な事務処理ができていなかったこと、③紙台帳からオンラインに登録する際に誤った登録をしてしまったこと。④基礎年金番号ができたときに、ご自身の記録を本人へお知らせしなかったことにより本人が確認する機会がなかったことが挙げられると考えています。
3673	地方庁	その他(社会保険事務所)		名寄せされた手番を、一件一件紙台帳と突合しながら、手番統合していくしかないのではと思います。	年金記録問題を知ったのは、宙に浮いた年金が存在すると公表されたときです。 記録もれのために、本来より少ない年金額になってしまっている受給者がいるということは、早急になくさないといけないことであり、これから受給される方には、正しい年金額が支給されないといけないと考えていました。	お客様から照会のあった記録について、きっちり調べようと考えていました。 通常業務と並行しながらのため、記録調査に時間を要してしまっていたと思います。
3674	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	担当職員の増員。	基礎年金番号制度の発足により手番統合されていないケースがあることは入庁当時からなんとなく意識していたが、特別便業務を行うまでこれほど多くが未統合であるとは認識していなかった。年金受給者の方については請求書受理時に少なくとも現在の氏名と旧姓での氏名索引は必ず行っているものと思っていたので、あきらかに本人記録と思われるものが未統合であることに疑問を感じた。	さまざまな読み方での氏名検索の徹底とお客様対応時にはとにかく話を聞くことで納得していただける対応を心がけた。 あきらかに本人記録であるとわかるものでも統合処理がされていなかったため、以前の窓口対応や裁定処理の仕方に問題があったと思う。
3675	地方庁	地方社会保険事務局長	特にありません。	基本的には人海戦術しかないと思います。 今のやり方を継続するか、スピード感が欠けているというのであれば、他の業務(窓口、年金支払い業務を除いて)を犠牲にしてでも人員を投入するぐらいのことをする必要があると思います。早く記録問題を解決し、本来業務に集中したいという気持ちは誰もが思っていることであり、そのため皆必死で取組んでいます。 マスコミ等で記録審査の緩和案が流れていますが、個人的には反対です。 性善説に立った案に見受けられますが、現実は一部を除いて性善説で解決することは公平性を著しく欠くことになると思われます。 (そんなことを言う資格があるのかと言われるかもしれませんが) また、緩和内容を公表することに疑問を感じています。 もちろん救うべき人は救わなければならないし、そうでない人は排除しなければなりません。しかもスピード感を持って対応するとなると、どこかで割り切る必要があることもわかります。ただ、どこで線を引くかとなると難しいと言うしかありません。	未統合記録があることは知っていました。基礎年金番号制が始まってまもなくの頃だと思います。 当時は、数年かけて徐々に解消していく方策と裁定請求時に対応することで解消していくものと考えていたと思います。 大きな問題と認識したのは、未統合記録が5千万件存在するということが判明した時です。 標準報酬やいわゆる消えた年金記録と言われるような問題については、全く知りませんでした。	当時は、直接担当していたわけではないので何とも言えませんが、年金受給者については裁定請求時に戸籍を確認しているはずであり、被保険者についてはこれから裁定請求時に確認できるので、大きな問題意識はあまり無かったように思います。 ただ、現時点で見た場合、少なくても裁定請求時に確認漏れやすり抜けていくようなケースが本当にないのか等といった慎重な対応が必要であったと思います。
3676	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	ご高齢の方も多いため、全職員が解決までのスピードを強く意識して業務を行う必要があると思います。また、そのプロセスを可能な限り国民の皆様に公開していく必要があると思います。	年金記録問題は、公的年金制度の信頼を大きく損なうと同時に、国民生活の安心を揺るがす重大な問題であると認識しております。問題の存在を知ったのは、国会や報道で大きく取り上げられるようになった平成18年～19年頃だと思います。	自分に出来ることを積一杯実行することを念頭において、「ねんきん特別便」等でのお客様対応でお客様にご自身の記録を納得していただくために出来る限りわかりやすく詳細に説明しようと心がけました。現在では、国民年金の特殊台帳突合作業に積極的に参加するようにしております。現時点で思う問題点とは、特殊台帳の突合作業をしていてつくづく感じることですが、昔の紙台帳は本当に見づらく、字も汚いものも多く、表示等も市町村によって統一されておらず、記録を管理するという意識が大きく欠如していたのではないかと感じます。ねんきん記録問題の発端は、「ずさん」と言われても仕方がない当時の台帳管理からはじまっており、そのような意識が改善されることなくオンライン化や基礎年金番号化を迎えたために現在のような状況になっている
3677	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	早急に、カセットのオープンをすること(紙台帳との確認作業をすること)	社会保険事務所が保有している情報を、本人が年金手帳を紛失したために、社会保険事務所側で記録を反映させることができない問題と認識しており、大事なものであるとの認識が薄い、また、若年世代の年金に対する意識の低さを感じた時点でこういう問題が起きるであろうと思っていました	1、コンピューター化時の対応不足。 2、広報力の弱さ。 3、マンパワーの不足。 4、共済組合制度の情報についての一般での認識度の低さ。 5、問題に対応すべき基盤が脆弱にもかかわらず、世論に流されすぎたため、「とくべつ便」の発行に急ぎすぎ、あまりにも準備期間が少なすぎた。
3678	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	古い台帳を念入りに調べる。	年金を納めていたにもかかわらず記録漏れの人が多数いて大変な事になる、と思いました。テレビ等で報道されはじめてから。	反省点は台帳の記載時等のチェック不足
3679	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3680	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	世間では、早期解決を求められていますが、現状でのハード、ソフト状態では、一件一件を慎重かつ丁寧に処理するしかないと思っています。	旧台帳の存在は最近になり知りました。 裁定請求時には、いろいろな読み方で氏名検索をし年金記録に漏れがないように、以前から処理されていたと思います。 WMが設置された時に何故全ての年金記録を収録しなかったのか今でも疑問ですが、大変重要な問題だと認識しています。	裁定請求時に限らず、電話でのお問い合わせの時や国民年金保険料の相談の時等、その時々で記録に漏れや誤りが無いかをお客さんと一緒に確認していく事が大切だと思っています。 閉鎖的な組織体制や職員意識の問題は当然の反省点ですが、記録問題以外の様々な問題も含めても解りやすい法整備が必要だと思います。
3681	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		記録漏れは、「正確な年金額が」と認識していたが、記録問題について騒がれ始めたころ、多数の記録が不明になっていることを知りました。	これまでも、年金請求や記録確認の相談時に事業所等の確認をしていましたが、問題が本格化した後は、システムも改善されたこともあり、WMでの検索方法を研究したり、アルバイトやパートなどで勤務していたことなど、少しでも働いたことがある場合には厚生年金加入を疑い記録確認をしようと思い、現在はそのように対応をしています。 この問題については、過去の対応方法として「年金請求時に、過去の加入記録を確認する」という考え方があったことと「届出主義」により記録漏れの対応をしてこなかったことが大きな要因と思います。また、「共済記録との突合せが完全にされていなかったこと」が反省点として挙げられ
3682	地方庁	その他(社会保険事務所)	特別便・定期便の回答は基本的に返信用封筒で東京に送るが、記録照会をしてもほとんどの場合はそのまま事務所に回送される事になるので回答がかなり遅れてしまう。	東京の記録問題担当課で基本的に全ての照会を行い地方に丸投げしない。もしくは、はじめから地方の記録問題課行きの封筒にする。	2年前から国民年金課にいるので特別便が始まる前から毎日統合等の処理をしていたのでかなりの数の未統合がある事はわかっていた。	他の手続きで来られた方に対しても時間があるような記録に漏れが無いか聞いてすぐわかるようならば解決するようにしていた。 反省点としては、特別便・定期便を送るのはいいが、様式や受付後の対応など体制が明らかに不十分なままとりあえず送ってしまっていること。たとえば、定期便で納付記録の展開もれがある場合でもそのまま送ってしまっている、その上展開もれの表示を何を考えているのか国年画面の未納のマークにしてしまっているので未納と思われかねない。どう考えても定期便の様式を作った人は年金業務に無知であるど素人としか思えない。 年金ダイヤルの不親切さ、記録照会の丸投げなど本部の人は苦情はどうせ地方事務所が受けるから関係ないと思っているのではないでしょうか。
3683	地方庁	社会保険事務所長	知りません。	本人の申し立てにより、記録の補正あるいは記録追加等の処理を行えば、年金記録問題の解決に要する時間が短縮されますが、後で記録追加誤り等が判明した場合、返納金が発生し、外部から批判されて公的年金制度に対する国民の信頼を損ねることになりかねません。一つ一つの事象に対し、地道に調査を行うしか他に方策はないと思います。 コストはかかりますが、さらに記録整備職員と作業場(期間確認事務センター)を増やし、解決に向けて取り組んだらどうかと思います。	本人の年金加入記録は、年金裁定手続きの際、ほとんど判明すると思っていましたので特に問題意識はございませんでした。しかし、平成19年度の5月末から6月頃、5095万件の未統合記録の存在をマスコミに公表されて知り、驚愕した記憶があります。それまではこれほど存在していたことは知りませんでした。	年金記録問題について、対応する時期が遅れたのではないかと思います。せめて、現在展開されているような対応を平成9年の基礎年金番号導入頃にすべきであったと思います。
3684	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	国年・厚年経験者による、被保険者台帳突合せ 市町村役場への協力要請 台帳画像化の早期実施	平成2年、国年業務課在籍中に、重複手番がある被保険者がいることは認識しており、年金請求時でも氏名検索等で判明しない記録が発生する懸念はありました。	所属していた課での取得届入力時や裁定請求時の氏名検索をできるだけきめ細かく行おうと心がけていました。 制度発足時から一人ひとつの年金番号という考えがあれば。 オンライン化前に行っていた、被保険者記録等進達時の事後チェックの徹底。 年金請求時の本人への記録確認・マイクロ・市町村管理の納付記録との突合せ等の徹底ができておれば、ここまで拡大しなかったのではと考えます。
3685	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	WMの喪失者ファイルで全ての記録が判明するように整備してから特別便や定期便の対応を行う。 現在、東京からはハードディスクでデータの提供を受けていたりWMで紙台帳の確認が行えるように整備されているが、場当たり的な記録整備なので時間や資金に無駄があると思われる。 考えられる整備として、カットセト記録が未開封の喪失者ファイルを全て開封する。その後、紙台帳やマイクロ化のデータを喪失者ファイルに登録する。	問題の認識について 年金を納付されていた方々の信頼を失うような大きな問題。 問題を知った時期について 平成20年2月頃(新聞報道された頃)。	対応について 年金に加入されていた方々が納得するように接する。 反省点について 基礎年金番号の導入時期に、統合処理のシュミレーション不足だった。
3686	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にございません。	記録問題の専門部署を設け、国民の理解を得られるよう細やかな対応をすべきだと考えます。	全国オンラインで記録が確認できるようになった時に、本人が領収書を保管しているのに納付記録が漏れてのを発見した時。	納付記録を訂正・追加・取消するときは特に注意して処理をおこなった。 これからは年金定期便等で本人が記録確認できるので良かったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3687	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	年金請求時等一定の年齢に達した方に集中的に広報及び調査を行う。	基礎年金番号導入後、複数の手番を持っている方が多数存在していたのは認識していた。とここかで統合の契機を作らなければならないと思っていた。	年金請求時を待たず、発見したごとに統合を進めてきた。基礎年金番号導入時等の機会に、広報により一人ひとりに確認させることが必要であったと思う。
3688	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	①被保険者である方、あった方、全ての方々に自分の年金記録が正しく記録されているかどうか確認して頂き、申し出に対しては責任を持って調査・回答のうえ、訂正を要するか否かについて早急に結論付けること。②新たな年金記録問題発生防止に向け、当たり前のことではあるが、一件、一件の届書について丁寧・的確な事務処理を行うシステムを構築し、添付書類等よる事実確認を怠らないよう徹底すること。③として、何よりも組織全体が国民の方々の大事な年金記録を管理しているということを常々意識して業務にあたることを徹底することが重要であると考えます。また、事業所にかかる疑全喪調査や事故調査等の調査顛末については、該当する事業所の被保険者資格記録等の提供となることから、DVD等により永年保存とすべきと考えます。	制度を運営する上で絶対あってはならないこと、何よりも優先して、一刻も早く、国民が信頼できる制度に戻すよう組織が一丸となって取り組まなければならない問題であると認識しました。 そのような問題が存在することについては、報道等により、世間一般に、公になるまでは知りませんでした。	記録を整備していく上で必要であると指示のあった調査等について、現場に的確に伝達、進捗管理するよう努めました。また、記録整備のために管内事務所において必要な旧台帳の確認については、自らも埼玉県の保管庫に赴き確認業務にあたりました。 年金記録問題が発生した原因については、組織の構造も原因の一つと考えられるが、指揮命令系統が十分に機能していなかったこと、一人ひとりの仕事に対する意識の低さがこのような問題に繋がったのではないかと思いますので、組織全体、職員全員がその点を十分反省のうえ、今後の業務に取り組まなければならないと考えます。
3689	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	岡山県においては、健康保険・厚生年金保険料の滞納事業所において、 収納率を上昇さるため認定全喪処理(実際、事業を行っている事業所にも かかわらず、事業主と徴収課職員との話し合いのもと事業廃止の全喪届を、 提出さすこと)が、トラブルと手間のかかる滞納処分より優先させていた。それにより収納率アップした津山社会保険事務所が全国表彰をうけるなどし、認定全喪・不納欠損を岡山県はやっていた。 そのため、法人の事業所に勤務していた被保険者も健康保険は任意継続被保険者として、政府	認定全喪後に(6)の認定全喪された事業所に勤務していたとして、厚生年金加入期間を申し立てする場合は、事業主であった者の証明等で第3者委員会に申し立てし、処分の結果を待つ。年金記録問題が発生した後はないと思われる。	認定全喪については、事業主も従業員も会社の存続のため承知のうえ手続きに対して、年金保険料が国民年金保険料の方が安いため、そのときは了承していたのだと思っていた。また本人が国民年金に加入していない時は、国民年金加入勧奨状が送付されていたと思う。 年金記録問題が発生し、本人が期間照会することを知った時。	(7)に記載した対応しか思いつかない。 社会保険料の収納率でしか、県・社会保険事務所・徴収課長の成果を見なかった社会保険庁の問題は大きい。滞納処分の件数が多いと収納率が悪くなると考える上層部が多かった。
3690	地方庁	その他(社会保険事務局)				
3691	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	日本の国民の皆様の信頼を回復することができるよう、相手の立場に立った誠実な対応を心がけることに尽きると思います。	実際記録問題として知ったのは平成19年に報道等で取り上げられる少し前くらいからです。	上記の回答と重複しますが、相手の立場に立った誠実な対応をこころがけてきました。 正直、もう退職されている職員の方々の責任について思うこともありますが、社会保険庁全体の問題として受け止め、努力してきたつもりです。 ただ、本庁と出先で接客している私共との温度差に問題があると思います。
3692	地方庁	その他(社会保険事務局)		ひたすら個々にアタックをするしかないと思いますが、完全なる解決は望めないと思います。	国民生活に関わる重要な問題です。 平成9年1月、基礎年金番号が導入され、統合処理がなかなか進まなかった時点で危険であるとは思っていました。 しかし、はっきりと認識したのは年金問題報道がなされてからかと思います。	周囲では年金請求時に統合されるからと、問題視はしていなかったようです。そのうちに自身もその考えの一人となってしまいました。 以前は年金裁定請求もターンアラウンド方式ではなかったのも反省のひとつだと思います。
3693	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	戦災・災害等で存在しない名簿があるがその実数は把握されていないとおもわれる。	先の名簿の件も併せて公表したうえで、一定の終結宣言を行い、特別便等で、回答・照会のあつたものについて早急な対応を行い年金支給につなげること。	社会問題に発展するであろう、大きな事件と思った。 平成19年ころ。	地道にかつ早急に、皆様の期間を見つけ統合すること。 基礎年金番号導入時に、現在のような対応・体制をとるべきだった。
3694	地方庁	その他(社会保険事務局)			日々の業務を行って行くなかで、多くの記録が給付に繋がらず残されたままになっていると感じてはいたが、年金裁定の際に確認を行っているので、受給に結びついていない記録は存在しないと考えていた。しかし、社会保険の職歴を重ねるにつれ、お客様よりご相談を受ける課程で、自身の以前の職歴や居住地が「思い出せないという記憶の薄れ、事業所からの届出の誤り、自発的に届出をしなければならなかったという制度の周知不足など、もどかしく取り返しのつかない事例が多数あり、もしかしたら…との思いもあった。また、記録の管理不足も多数発見された。今回の問題で、件数の多さ、記録を探し出すことの困難さ、過去の記録の不完全さを痛感した。	解決に向けて業務を進めるなかで、給付に繋がって欲しいと努力はしたものの、正直全てを確定するのは困難と感じている。戦時中の期間で記録が止まってしまっているもの、文字が滲んで判読不明のもの等、理由は様々である。証拠書類を…と言っても、保管されていないことが当たり前であるし、こちらから求められるべきものではないと思う。このような事例は、どんなに人数を用いても解決できない。解決できるものとそうでないものをすみわけるべきと思う。 このような事態を招いたのは、お客様にしか記録を確認できないのに、これまで確認していただく機会を差し上げてこなかったことだと思う。その都度確認していただいていれば、事実調査も手間取らなかったのではないか。また、本人特定の情報が不足していることも問題である。決して軽んじていたわけではないが、結局のところお客様の記憶に頼らざるを得ない。そのことも過去の記録を必要とする業務のはずなのに問題だったのではないか。最近、事業所の方に問い合わせをしてもプライバシーのことは尋ねられないと回答を拒否されることがある。個人情報との狭間で事業所担当者の方も困られてある。また、国民年金の業務をお願いしている市町村の方への情報提供不足もある。事業所の方、市町村へ頼り過ぎて自助努力を怠っていたのも問題ではないか。また、制度が複雑過ぎなのではないか。例外、附則を漏れなく説明するには一度の説明では難しかったのでないか。今考えると反省すべき点はきりがないが、お客様に不安なく、正しい年金を受け取っていただくよう努力してゆきたい。
3695	地方庁	その他(社会保険事務所)			俗に言う「宙に浮いた年金記録」の存在は、基礎年金番号発足以降たくさん残っているだろうなという感触は持っていたが「番号が違うだけで記録はちゃんと残っている」との認識だったため、早急になんとかしないといけないという考えはなかった。しかし、「消えた年金記録」に関しては、近年の国会や報道によって初めて知り覚愕した。	基礎番発足以降の未統合手番の存在に関しては、「番号が違うだけで記録はちゃんと残っている」との認識だったため、早急になんとかしないといけないという認識はなかったが、取得等の年金番号が絡む手続きを本人や会社が行うときには必ず手番の有無は確認していた。 また、私が採用された当時(H8)には既に年金加入期間照会業務はあり、それには専門のOB職員が対応を行っていた。マイクロを確認し回答を行っていたことから、年金記録はデータに載っていなくても、マイクロには必ず記載されているものという認識だった。しかし、近年の国会や報道等で「消えた記録」の存在を初めて知り、正直驚いたというのが現状です。よって、特別便対応等、記録問題への対応は問題意識を持って積極的に行った(目黒の年金安心ダイヤルにも初日から行った)。 【反省点】 「宙に浮いた年金記録」については基礎年金番号発足時に送付した「基礎年金番号通知書」をもっと分かりやすいものにし、必ず返送が必要なものにするべきだったと考えます。 「消えた年金記録」については、厚生年金は被保険者・事業主・社保が同じ情報を共有していなかったことと制度の理解不足が問題点だと考えます。被保険者は会社に手続きを任せきり、事業主は社保に対して届書を提出するだけ、社保は会社に決定通知を送付するだけといった関係があったと思われ、年金に加入したという情報が本人に対して行われていなかったのではないか、また被保険者も年金には加入しなければならないという理解がなかったのではないかと考えます。事業主も決定通知をあまり確認していなかったのではないかと思われます。また、社保の事務処理誤りもあったと思われ、チェック機能の弱さもあったのではないかと思います。 国民年金についても、厚年同様、被保険者、納付受託者、社保が同じ情報を共有していなかったことと制度の理解不足が問題点だと考えます。たとえば金額がいくらで、このお金は国民年金の保険料である旨をきっちり被保険者に理解をしてもらっていたのか、制度そのものを理解してもらっていたのか疑問です。 厚年・国年とも被保険者と保険者間で相互確認できるツールがなかったことが最大の反省点で
3696	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし	・現行の対策を推進する他、職員に対して十分時間をかけて、実務等の研修を行う必要があると考えます。また、被保険者等のお客様に対しては制度内容を十分周知させていただき、記録の確認等を行っていただきたい思います。	・昭和40年代に社会保険庁に入庁しましたが、その時の裁定処理において一つの年金番号で記録がつながらず、職歴書から調査を行い、いくつもの年金番号が発見されるケースはありました。また、年金に未加入だったと言われる方も多数いらっしゃいましたので、年金番号がひとつでない方、あるいは、年金記録に空白がある方はいらっしゃることは認識しておりましたが、多数の記録が統合されずに存在することは、今回の調査で明らかになるまで判りませんでした。	・上記にも記載しましたが、一つは、職員の制度等に対する研修の充実が必要と考えます。業務が忙しいことはありますが、研修の時間を十分に取り、制度、コンプライアンスの研修を充実すべきと考えます。
3697	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	ねんきん問題に対して、国民の皆様への広報の場をもっと増やすべきです。 新聞・ラジオ・インターネットなどいろいろな手段がありますが、やはりテレビでの広報が一番効果があると思います。 年金に対する不安や不信を取り除くことが第一です。	平成9年4月の基礎年金番号の創設に伴い、制度ごとの番号をひとつにまとめることの重要さと難しさを認識しました。 その後、マスコミの報道が大きく取り扱われるようになり、記録の確認のできていない番号が膨大な量であることを改めて実感しました。	ねんきん特別便や定期便などの相談では、一人ひとりに納得してもらえるよう丁寧な説明を行い、記録の確認や統合作業を迅速に行うよう心掛けました。 反省点として ・広報不足 ・人員不足 ・コンピュータシステムの構築の遅れ ・市町村等との協力関係の衰退が挙げられると思います。
3698	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし。	現在進めている確認作業を確実に進めていくこと。また、国民年金では領収書がでてきて訂正したものは、類似の該当者がいないか調査する。 厚生年金では、カセットを社会保険事務所からの請求がなくても、全て開封する。そのとき事業所記号も必ず入力する。	年金の記録はたとえ本人でも、職歴が思い出せない場合は、教えてはいけないと先輩から教育されてきた。社会保険(行政)は申請主義だから本人が申請しなければそれは仕方がないことだと言われてきた。 今回の年金記録問題はこの辺の認識が国民から否定されたものだと思います。社会保険はこの辺の整理がまだ出来ていないと思います。 また、現在のコンピューターの検索機能、記録機能の能力と紙ベースで行っていた能力では格段に差があることを国民が理解していないための誤解もあると思われます。私たちもコンピューターの能力を使ってこなかったこと(組合はコンピューターの利用拡大は人減らしになると反対)も重大な誤りと思います。 私は厚生年金の記録照会の仕事を3年ほどヒラのときに行いましたが、このことは、漠然とおかしいとは思っていました。	何も対応はしてこなかったです。一個人が出来る問題ではありません。 この問題は一個人の問題ではなく、組織論であり、情報というものをどう扱うかの制度的な問題であると思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3699	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	第3号期間で、配偶者の厚生年金・共済組合期間との記録照合がされていないため、年金裁定時になって記録照合がされて不一致が判明することがある。3号特例届を提出させ記録訂正となる。 このケースで、特に障害年金(遺族年金も含め)の場合は、初診日(死亡日)前の記録で3号未納や未加入期間となる場合がある。3号特例届で3号納付にはなるが、3号特例届け日での納付とみなされるため、初診日(死亡日)以降に納付されたものとされ、3号未納とみなされる。当然、ねんきん特別便でも3号期間として未納期間や未加入とはなっていない。納付要件を満たさないとして却下されるケースがある。 被保険者や配偶者は、同月内に再就職した場合も3号届出等が必要とは思っていない方も見受けられるし、配偶者が月末や土日をはさんだ再取得の場合は本人が知らない(気づかない)ことが見受けれる。 ＊現実にねんきん特別便では、3号期間は引き続いており、未納が無かった方が障害基礎年金を請求し、請求者と配偶者の加入期間を照合したら、再就職していて1日の空白期間が判明し、3号未納期間(初診日時点で)となって却下された事例がある。 (再審査請求の結果も棄却され、審査会から改善が求められている)	1. 上記の問題は、配偶者の年金記録と照合ができるシステム化か照合作業して補正することをしないと、正確な年金記録にはならない。 また、上記のようなケースがあるため、老齢年金の場合は今年救済措置が作られたが(年金受給後に判明したら、納付したものとみなす)、障害年金や遺族年金の場合の取扱いも、整備がされるまでは当面の措置として、救済措置をもうけるべきと思われる。 ＊例)遡及して3号期間を訂正する場合は、配偶者の再就職(再取得)の事実に遡って3号納付とみなす。 2. どのようなケースが未統合や未収録になっているか分からないため周知していただきたい。 未統合等の状態によって方策も違ってくると思われる。 例)「基礎年金番号に未統合の記録が約5千万件ある」との事だが、どういう不備等があって統合されていないのか、その記録はどこにあるのか等。	1. 届出主義、請求主義であるから同姓同名・同一性年月日等で本人の記録であろうと思われても、本人から被保険者記録照会や年金裁定請求書に公的年金加入履歴が記載されていないと統合はできないし、当方から教えてもいけないとされていた。記録データが膨大で、生年月日と名前が一致しても本人の記録とは断言できない(同姓同名で別人の可能性がある旨で) 戦前の記録からあり、年金制度でも関心が無く、年金を当てにしていないとか、届け出も偽名や生年月日を偽って就職された(それなりの理由があって)と言う話はあっていた。昔の記憶もあいまいで、既になくなっている方の記録も残っている(何らかの給付も受けられないまま)ので、完全に記録整備ができるとは思われない。手間や費用をいくらつぎ込んでも判明できないものがある。どこまでつめていけば良いかは個人では判断できない。 2. オンライン化での記録切替でのパンチミス、入力誤りや、届け出誤りによるもの等で記録整備できないものがあることは予測できた。ほとんどは、被保険者期間照会や年金請求時に補正されていくという認識だった。 3. 未統合記録(昭和30年以前分)があると知ったのは、平成18年以降。 未統合や未整備記録が、どういう内容のものが存在するか全体像までは、今も知らない状況である。	1. 通知、通達どおりにしかできなかった。(請求主義など) 個人でどうこうできる状況ではなかった。 2. 現在は、ねんきん特別便や定期便等で記録をお知らせしその都度確認ができるシステムができているので、今後の分はオンライン化されていることもあって未入力や、入力誤りはチェックされているので、問題は少ないと思う。 3. 国民年金記録整備で、市町村保管台帳等との照合であるが、不突合があった場合は、どうするか。市町村分が正しいとは言い切れない。定期的に社会保険事務所に照合に来られていた市町村もある。転入、転出、還付、充当等で整備されていない状況も見受けられた。 4・(意見として)第3者委員会や今後の記録訂正申出に対して、「証拠が無くても本人の納付申出を認める基準を緩和する、不正が後で分かれば返納させる」等が言われているが、夫婦でも片方しか納付しない(母子年金受給のため)等)方もあった。保険料徴収の経験がある者からすれば、緩和するのは疑問である。「強く言った者が得する(苦情含めて)」と言うことでは、まじめに苦労しながら納付してきた方からすれば、制度不信、不満を持たれる(現実にそういう意見がきかれる)。後になって不正であったという確証は得られないでしょう。(確認はとれ
3700	地方庁	社会保険事務所長	特にありません	全体的な解決の方策はわかりませんが、少なくともカッセト記録となっている旧台記録を早急に整理し、オンライン記録に載せることが必要であると考える。	何事にも最優先して解決しなければならない事業であると認識していた。 現在、直面しているような記録問題が存在しているという認識はまったくなかった。宙に浮いた5,000万件の話が出たときでさえ、今後、年金請求時に基礎年金番号に統合すればなんら問題ないものと考えていた。しかし、特別便の作成前に払出簿から手書となっている番号に漢字氏名を入力したときに、また、特別便対応時に年金に結びついていない膨大な未付番記録があることに驚きました。ましてや1,940万件のオンラインにも載らない旧台記録が存在するなどとは思いもよらないものでした。	何事にも優先して対応し、お客様に対して誠意と持って対応してきた。 反省点としては、この問題の根本は、このような問題があることを把握しながら、記録問題発生時まで放置してきた社会保険庁にあると思います。戦前・戦後の60年以上前の記録であること、また、組合との関係、予算の関係など、いろいろな問題があって放置されてきたものだと思いますが、基礎年金番号の付番後に少しずつでも整理されていればこのような大きな問題にはならなかったのではないでしょうか。また、あくまで本人からの申請主義という姿勢を取ってきたことが、この問題の根本にあったと思います。
3701	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	特別便・定期便にてご照会のあったお客様に対しまして、迅速にご回答することに全力をあげていきます。課題としては、特別便・定期便が送られてきてもさらにフォローアップをしてもご回答のないお客様に対しての対応が思い浮かびません。	お一人で、いくつもの手帳番号をお持ちの方がいることは、承知していました。業務を行なっていると、職をかえるごとに新たな番号を取得する方や、生年月日を違う日で登録している方など多くいたからです。また、コンピューター化する前は、本人が手帳をなくすと、他に手帳番号を持っているかどうか、確認せずに新規として届け出た事業所様も多かったのも事実です。 年金の請求時にきちんとご本人からの申し出を聞きながら、統合をしなければならないと考えていました。 このように、特に紙台帳管理の時代は、記録がいくつにも分かれて、保管されていることは、予想できましたが、コンピューターに登録されていない記録があったりとか、台帳からコンピューターに登録する際の誤りが多いなどの問題については、知らなかったというのが現状です。報道等がされてから、承知したということになります。	一昨年以降、窓口に殺到するお客様の対応、その後のご回答までの作業に一生懸命当たってきたつもりです。 反省点と言うことですが、結果として、この問題の実態を職員全体が、知るのが遅かったということがいえると思います。 現場にいれば、その日の仕事に追われ、目の前の仕事しか目に入らないのが現実になっています。オンライン化したとき、あるいは、基礎年金番号を付番したときなどのときに、取組をおこなっていればと考えます。
3702	地方庁	社会保険事務所課長級以上			私は昭和49年に採用なりましたが、当時は被保険者原票により管理をしておりました。被保険者原票の記録がいっぱいになった時点か資格喪失したタイミングで業務センターに送達しておりました。その後、業務センターで管理している記録と送達した記録が不一致の場合、事故リストが業務センターから送付され、事故内容を調査しその内容を記録したうえで事故リストを業務センターに返送しておりました。 しかし、いつからかは知りませんが、当局と労働組合の合意により、当該作業も廃止になった。と後から知りました。 また、平成9年に基礎年金番号が導入されましたが、以前は厚生年金保険の記号番号と国民年金の記号番号と2つの制度で別々に管理していたので、まず、双方の番号を統合してから基礎年金番号をスタートすべきだったと思います。 それでなくても、厚生年金と国民年金どもそれぞれ複数の番号を持っている方が多数存在しているという事実も当然業務センターでは認識していたと思います。 そのようなことが、現在の年金記録問題の根本原因だと考えられます。	地方の事務所で業務をしている私たちは当時は本省・本庁の指示は絶対だという認識のもと業務を遂行しておりました。 また、労働組合の決定は民主主義のルールのもと、絶対多数の意見が尊重され、少数意見は取り入れられませんでした。 今後は、日本年金機構として新たにスタートするわけですから、1つの事業を行う前に、業務検討委員会なるものを立ち上げ、その中に地方の年金事務所の職員の何人かを検討委員会のメンバーに加えたうえ、協議をしその内容を職員全員に情報公開する必要があると思います。 今までの社会保険庁は3階構造と各県の壁が存在し円滑な情報の統一がされていない。ということは度々言われておりますが、今後は、国民の利益に適う事であれば地方の職員の建設的意見を尊重していくことも重要かと思われます。 また、今後、日本年金機構は民間組織に変わりますが、組織は利益・利潤を追求する組織ではありません。あくまでも公務員の基本精神である「国民の公僕」としての精神は忘れてはなら無いと思います。
3703	地方庁	その他(社会保険事務所)			過去の経緯はどうあれ、組織全体の問題として取り組むべきと、思いました。 この問題にてついて、事務連絡があったとき。	窓口にて、お客さんから申し出期間について、なるべく解決するようこころがけた。 調査についても、滞留分を解消するよう心がけた。 回答表について、お客様が見て、わかりやすい内容にすべき。特に遺族の方の分については、内容が亡くなられた人の分であると、お客様は理解しずらいし、遺族方の分の回答表についても遺族の分である事を区別化しないと、窓口以外の受付は判断しにくい。
3704	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません		オンライン移行に問題がある オンライン化されていない、名前が入っていない、でたらめな名前や会社名のオンライン記録を	きちんと準備して、出来るようになってからすればよかった
3705	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	申し立てにそって、地道に解決していくしかない。	非常に重要な記録であると認識していた。 基礎年金番号導入時から知っていた。	基礎年金番号導入前に記録の突合を行い、本人照会をかけておくべきと当時から思っていた。 労管、記号なし事業所の存在など、事業所記録が不完全すぎる。そもそも記録の管理にコンピュータを導入することが前提となっていなかったことが誤りの始まりと思う。
3706	地方庁	その他(社会保険事務局)		過去記録を調査するには、事業所名の変遷等の地元情報に詳しい方や経験のある方の協力が必須であることから、ただ人数を増やして対応するのではなく、経験や知識のある方にもっと協力していただけるよう、お願いするべきだと思う。	記録に関する部署での業務経験があまりないため、このような問題になるとの認識はほとんどありませんでした。問題となるまでわかりませんでした。	各種申請書類の処理を正確に行わなければならないことを改めて認識しました。 過去の記録管理については、あまりにずさんで、事務処理ごとの事後チェックが全く機能していなかった点は十分反省すべきだと思います。
3707	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	経験のある職員が、時間をかけて慎重に調査を行い、確実に記録を統合する方法しかないと思いますが、ご本人の記憶が頼りになることもあり、また、お亡くなりになる方もいらっしゃることを考えれば、数多くの職員による対応で、しかも短期間での作業とならざるを得ないと思います。	将来の年金受給の基本となる加入期間等であることを思えば、非常に重要な問題であると認識しています。 平成9年1月の基礎年金番号導入に伴い、それまでの制度ごとの手帳番号の払出しから、基礎年金番号へと切り替わって以降、裁定請求等の際に、ご本人の記録を確認するうえで、なかなか判明しないケースや統合されていない記録があったことを考えれば、基礎年金番号導入以降ではないかと思います。	過去の加入記録を確認し、ご本人の申し出と一致しない場合には、可能な限り調査を行うよう対応した。 基礎年金番号導入時点において、基礎年金番号以外の手帳番号を確実に統合する方法も考えられたのではないかと考えます。また、厚生年金制度発足以降の記録の管理についても、マイクロフィルムや紙台帳等記録管理が統一されておらず、そのため、記録調査等に時間が必要となったことも考えられると思います。
3708	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録関係の課(スペシャリスト)を作り作業を行う。また、やはり人員増が必要	お客様に大変ご迷惑をかけ申し訳ない。なんとか早期解決をしなければならないと考えています。	問題が表面化するまでは、記録を管理している重要性を軽くみていたと思います。今は最重要課題であり、信頼回復に向け何とか早期解決に向け努力しました。
3709	地方庁	社会保険事務所課長級以上			事業主の被保険者からの保険料控除金額に誤りが多い点。 社会保険で扱っている保険料で健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金と現在4種類あるが、特に介護保険料と厚生年金保険料については、ほぼ毎年変更されているところであるが、事業所調査を実施すると半数以上の事業所に控除誤りが見受けられる(過去の古い保険料率で控除している)。 平成17年に事業所調査を行うようになってから知りました。	事業所調査時に、毎年保険料の改定が行われることを説明し、毎月保険料をきっちり合わせていただくよう説明している。 事業所からすると官庁への届出や税金・保険料の納付は、社会保険事務所だけでない上に、社会保険事務所所管の保険料だけで4種類も有り毎年のように変更されていたら、とても変更に追いついていけない。改善するとすれば、毎年小刻みに改定するよりも、5年に1回ごとに変更するなど、改定時期を延ばすようにする。
3710	地方庁	社会保険事務所課長級以上		地道にひとつひとつ片付けていくしかないと思います。	年金の請求時に、記録は整備されていると思っていた。コンピューターに登録されていない記録があることは、国会で問題になって知った。	年金に結びつくものは、整理をしていかないといけないと思いました。 年金請求が届出制であったため、届出分だけ支給していればいいという考えがあったと思います。また、被保険者番号の重複払出等について、早い段階で調査すべきであったと思います。
3711	地方庁	その他(社会保険事務局)	ございません。	年金記録問題について、現在に至る経過をもっと説明すべき。 全てが社会保険庁の不祥事と思いこんでいる方が多い。	平成19年度に認識しました。	事務局職員として、事務所支援を私の力の範囲で取り組みました。
3712	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3713	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じ上げていません。	現時点で、とりうる方策は実施しているものと考えます。	現場職員の怠慢から生じた問題、オンラインシステム上の問題、社会保険庁本庁の問題、社会保険に理解のない事業主の問題、被保険者本人の問題等があると思う。 オンライン上に表示されない、旧台帳の記録などについては、一事務所の職員が知るはずもなく、多少の記録の違いがあるとは思ったが、このような大きな問題があるとは想像もしなかった。 自分が知ったのは問題となってから。	現時点で問題の解決に向けて、自分の出来ることは精いっぱい行っている。 現場の職員が猛省すべきだが、現場がこの問題について、知り得たことはほんの一部のこと。 社会保険庁・厚生労働省本体が組織として、取り組むべきであったことが大きな部分を締めていると思う。
3714	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	記録が判明した方についての年金の支払を一刻も早くする。	年金を受給出来る年齢の方の年金記録が手番記録のまま残っていることは分かっていたが、そんなに件数的には最近まで多いとは正直思ってなかったので自分の中では問題意識として認識していなかった。 知った時期は未統合5000万件の数字が判明した時	来統合記録を一件でも減らす様に窓口・出張相談等で年金記録の統合を行った。 基礎年金番号導入時に徹底した名寄せ作業、個々の記録確認をすべきだった。 又、年金記録未統合件数等を公表すべきだった。
3715	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	あまりに膨大な量で解決策がわかりません。	マスコミ報道により知りました。	特別便を待って来所するお客様は、1件1件確実に対応しようと考えた。一人に一つの番号を払い出すことができれば良かったと考える。
3716	地方庁	その他(社会保険事務所)			手作業による記録管理であり、記録漏れが起こる可能性があるため、なんらかの確認をとる必要があると認識していた。	台帳記載にミスのないよう見直しを複数回行った。もっと早い時期から機械化し、本人に確認すべきだったと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3717	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に存じない。	現在と同じように、地道に浮いた記録の会社名・住所確認をした上で、ひとつひとつ統合する、という手段をとる以外に道はないのではないか。 「年金記録回復委員会」の方針では、納付・加入記録が消えた場合の救済基準を緩和する方向になっているが、基準を過度に緩めることは、真面目に保険料を納付している大多数の事業主・被保険者の制度不信や納付意欲の低下をかえって引き起こす危険性も高くなる。そのことを念頭に置いて救済基準を決定していただきたいというのが、個人的な考えである。	未統合の番号が浮いている問題は、次の2つの原因によって引き起こされた問題だと認識していた。 1. 平成9年以前は、制度ごと(あるいは事業所ごと)に手帳番号が払い出されていた制度そのものの構造 2. 「成り済ましを防ぐために、本人が申し立てた記録以外は統合するな」という当時の方針 上の1と2によって、「本人が積んでいたにもかかわらず、申し立てなかったために受け取れない部分が発生する」ということは、いつごろかは判然としないが、平成19年度に記録問題が国会で取り上げられる以前から認識はしていた。ただ、良くないことではあるが、成り済ましによって別人に記録が統合されることの危険性を思えばやむを得ないことだという認識であった。 一方、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず未納となっている事案(「消えた年金」問題)は、納付記録照会の担当者として、そのような事案を実際に見るまでは、問題の存在は知ら	記録問題が明らかになってからの相談の中で、危惧していた「成り済ましによる別人への番号統合」ということは極めて起こる可能性が低いと実感した。積極的に会社名や住所を教えてよい」という方針に改められたこともあり、相談者に対して、できるだけ多くの番号を統合して差し上げるように努めた。 【反省点】 ・「浮いた年金」問題(未統合の番号の問題)については、(8)で示した通り、制度の構造そのものや「成り済まし防止」という相談の統一方針によって引き起こされた問題であり、これを現場の職員の責任に帰するのは適切ではないと考える。ただ、台帳からコンピュータへの記録の移し変えの時に名前や生年月日・事業所記号が誤って入力されたことによって、統合が困難になった事案が散見されており、この点については記録管理を軽く考えていたと言われても仕方ないと言える。 ・「消えた年金」問題(納付記録の誤りの問題)については、台帳からの移し変え時のミス、市町
3718	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	各県で専門チームにより、集中取り組みを行うしかないと思います。	当初は、台帳→機械化時点での転記ミスによるものとは思いました。 ただ、当時の作業の流れ等は、全く理解していませんでしたので、恥ずかしながら、報道により大変な問題だと認識をしました。	市町村照会等の一定の流れができるまでは、払出簿やマイクロ等の紙ベース媒体により、確認を行うようにした程度だと思います。 反省点としては、国民の皆さんに対して、広報・情報提供不足により、制度認識を低くしてしまったことが、一番の原因だと思います。 あとは、国民年金制度で言えば、市町村からの検認方式にしたことが問題ではないでしょうか。 (被保険者の記録を二重管理していたことでの煩雑さ、検認報告もれ等)
3719	地方庁	社会保険事務所課長級以上	老齢厚生年金の受給者が、その後、老齢基礎年金を繰上請求した場合、国民年金被保険者ファイル上には最初に請求した「老厚」の表示が残ってしまっている。このような被保険者から、国民年金保険料の追納申込があった場合、追納申込の入力が行えてしまうだけでなく、納付書も作成されてしまい、追納が出来てしまう。これは後の年金記録問題につながりかねないので見直してほしい。 別件であるが、定期便の送付に伴う問題として、オンラインシステム上の別送登録と定期便の別送者管理は別であるため、一緒になるように工夫するとともに、各種通知類にも言えることですが、別送者を手管理しないで済むよう、別送先住所をシステム上に持てるようにするべきだと思います。	本質的な納付記録の誤りよりも制度に対する知識不足から生じる照会が多いことから、事務が膨大となっていると感じられます。 広報に予算をさいて年金制度への理解深めてもらうことがまず肝要ではないでしょうか。 結果として無駄な経費削減につながると考えます。	そんな問題はありえないと思っていました。 年金問題そのものは、騒がれてから知りました。	てんてこ舞いでした。 殺到するお客様、自身のスキル不足もあいまって、対応は困難を極める中、必死に対応しました。 どこに何を確認したらよいか？今思えば、疑義照会の回答をスムーズに得られるような流れが無かったようにも感じました。(日本年金機構への移行後は、疑義照会から回答までに7日もかかるという話ですが、これも時間が掛かりすぎだと思います。) 反省点として ①いつも体制準備が整わないまま、はじめてしまっていると感じます。窓口をはじめとして、万全の体制を整えてからスタートすべきと考えます。 ②特別便において感じましたが、ノウハウがないことが多く、いろいろな問題に後から気づくこともあると思いますが、失敗や問題が起きたときにすぐに方向修正できるよう、臨機応変な対応が出来る体制作りが必要と思いました。
3720	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	現政権の指示に従い、全力を尽くす。 その他、事業所検索システムや黄色便の事蹟管理を社会保険庁オンラインシステムで行うことができるようにすることや、被保険者ごとに過去の問合せ状況を登録できるようにするなどして進捗管理、報告等がより簡単に正確にできるようにしてほしい。	年金記録問題が取りざたされた当初は、記録誤りはレアケースと確信していた。また、そのような問題があるという認識はなかった。 年金記録問題は、被保険者、事業所に対して的確な適用、事後調査ができていなかったことの積み重ねと、オンライン切り替え時にとりあえずやりっぱなしでデータの確認、メンテナンスを怠ったことが原因であると認識しています。 ただし、一部報道されているような極端に杜撰な事務であったとか、組織的な隠蔽とかなにか意図があって行われたようなことはないと思います。	年金記録の確認のためお客様が窓口にあふれたとき、ひとりひとりに誠実に対応していけば必ず信頼を回復できると考え業務に取り組んでいました。 特に転職が多い方は自身の職歴の記憶があいまいなことが多く、お客様が聞きたいけれど、うまく説明ができないと思われていることを、順をおって質問するなど工夫した。 ただ、制度の歴史、法律的な知識が乏しいことにより十分な説明ができなかったことも多く、常日頃の自己研鑽が不足していたと反省しています。 現在、年金記録問題の対応のため、適用調査及び滞納処分がおろそかになっています。このことは、将来、新たな問題の原因になると考えます。 的確な適用と公平な滞納処分を行わないと、大多数のまじめな被保険者等から信用されなくなります。 H22.1以降、この間、後退した部門を計画的に回復することができるよう取り組んでいきたいと思
3721	地方庁	社会保険事務所課長級以上	本人が偽名、偽生年月日(家出人、犯罪者、就職先の年齢制限、経験などに合うように)を使用し年金制度に加入者していたと聞いたことがある。	本人申し出期間と、コンピューター記録、紙台帳(マイクロ)が相違する場合は基本的に本人申し出の期間に補正する。ただし、虚偽申請については、課徴金などの罰則を設ける。 三者三様の場合も考えられる(記録補正の場合コンピューター記録のみ補正し、紙台帳(マイクロ)の補正が出来なかったため)	事業所からの取得届提出時、本人が既に手帳交付を受けているにも拘らず健保証の交付を急ぐあまり、安易に新規取得者として届出複数の手帳交付を受けるものが多かった。 事務所も紙台帳時代は確認が出来なかったため、そのまま払い出しを行っていたため。(入庁間もないころS50年)	事務講習会、時報等で広報していたが対象が事業所単位であったため、年金制度の大切さが被保険者一人ひとりに浸透していかなかったものと考えられ効果的取り組みができていなかった。 本人の身近で管理していた健保証に「年金手帳は一人一番号で管理しておりますので複数お持ちの方は手続きが必要です。また複数枚お持ちの場合将来不利益をこうむる事がある」等を図
3722	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に存じておりません。	早期解決のため、人員の増員等の体制強化により事務処理を集中的に実施することはもちろんですが、未統合記録の早期解明と年金記録の正確性の確保のため、現時点で予定されている各方策の外、より効果的かつ効率的な方策を引き続き検討していく等、引き続き各職員が一丸となって問題意識を共有していく必要があると思料します。	平成9年に基礎年金番号制が施行されるまでは、各年金制度ごとに加入番号が設定されていたこと、また、更に同一制度の中でも入退職の度に新たな番号の払出を受けている等の事象により、お一人で複数の年金番号を持つケースが多いことは存じておりましたが、お恥ずかしながら、基礎年金番号制の導入の際の、統合の必要性があると思われる対象者あての照会及び年金請求時の再確認等により、100%ではないにしろ、大半が解消されているものと個人的には思料しておりました。 その後、年金記録問題が大きく取り上げられ、未だ5,000万件もの未統合記録が存在していることを知り、大きな問題であることを初めて認識した次第です。	最初に年金記録問題が取り上げられた当時、社会保険事務所に所属しておりましたが、ねんきん特別便への対応等につきましては、相談者の立場に立った懇切丁寧な対応を心がけながら、4～5時間待ちはざらという状況の中で少しでも早くお客様をご案内できるよう精一杯努力することくらいしか出来ませんでした。 制度的な背景もあって、各年金制度ごとに加入番号が設定されていたことは仕方が無いことですが、同一制度の中でも入退職の度に新たな番号の払出を受けている等の事象により、お一人が複数の年金番号を持ってしまったことにつきましては、オンライン化の前から資格取得の際に直前の加入状況についてしっかり確認するための方策を制度発足当時より徹底することで防止できたのではと思料します。 また、基礎年金番号制の導入の際に行われた、統合の必要性があると思われる対象者あての照会の際にも、「ねんきん特別便」のように過去の加入記録を同封する等、もっと効果的な方策講じる等すべきであったと思料します。 (問題意識が不足していた。)
3723	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	わかりません。	転職等々により複数の番号が付番されている方はごく少数の方で、年金請求時には解消されるものと考えておりました。厚生年金に加入した会社名を忘れたり、納付記録が残っていない、というようなことは考えていませんでした。 平成16年に採用された後、重複取消届等を処理したり、年金手帳を確認した際に、未統合の記録がまだ存在することは知っておりましたが、5000万件もの未統合記録があることなど挙げられている問題は、報道されてはじめて知りました。	私自身が特段何かアクションを起こしたことはありません。被保険者の方との接触により、年金手帳等で記録が確認できた際に、届けをお願いする程度です。 私が考える反省点は以下の3点です。 1「年金請求時に記録を整備すればいい」との思いが根底にあり、積極的な記録確認を怠っていたこと。 2加入履歴など、こちらからの情報を与える機会が少なかったこと。 3年金制度の周知が十分ではなかったこと。
3724	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	世間一般に知られていること以外は特にありません。	年金記録の全件調査を行い国民の不安を解消していかなければならない。また、お客さんへの対応は、日頃から親切、丁寧な対応を心がけ信頼回復に全力を注ぐ。	誰のものかわからない年金記録は制度発足からあったと思うが、最終的には年金請求時に調査確認をするものだと認識していた。また、基礎年金導入からは、計画的に統合作業を進めていた。ところが、一連の問題となったことから、早急に確認しなければならないと感じた。	一連の問題になって、少しでも未統合をなくすため、加入者の職歴に細心の注意を払った。反省点として、紙台帳からコンピューターへの入力誤りのチェックが不十分であった。
3725	地方庁	その他(社会保険事務所)		被保険者名簿を再度WM等に入力するといった案が出されているが、実際、事業所からの届出において、生年月日や氏名等の誤り、名簿に記載された氏名誤りも多く、すでに統合や訂正済のものとの、不一致による再調査等が必要になり、困難が予想される。やはり、国民に問いかけ、漏れや間違いがあると申し出られた方に対し、調査をするほうが、良い。その際には聞き取り調査等で個人一人に対し時間を要すほうが解決にむけて良いと思われる。	期間調査業務を行っている際、いくつもの年金手帳を持っている人が多いことに驚いた。しかし、基礎年金番号が導入されるまで住所登録もなく、新規加入といわれると年金手帳を作成するしかなかった。(事業所に対し、本人がどういった履歴書を出しているかもわからないのに前職歴のことを述べることもできないため。)年金記録の整備には、とてつもなく時間がかかる問題と考えていた。 入社2年ぐらいたった頃ぐらいなので平成6年頃。	なぜ住所登録をしないのかずっと疑問に思っていた。しかし、年金業務は申告制度と言われ、住所登録は受給の際しかできないとのことだった為、どうすることもできなかった。 平成9年にチャンスがあった。基礎年金番号導入時において、番号をいくつも持っている人にはがきを出してもらったが、その際の広報もできていなかったのではないか？ 窓口、電話のお客さんには説明を繰り返した。しかし、まったくといっていいほど関心が低かった。 本庁で考えることと、窓口に出るものとの意識の違いが浮き彫りだったように思う。特別便も同じことが繰り返されたように思う。(調査にかかる時間等がどれほどかかるか。) 本部の人間と、地方の人間で話し合いが必要。今まで事務局通じてといっていたが、事務局の人事配属が偏っており、事務所経験が非常に薄いそのものに意見を聞いても同じ。何かを行う際、こういったメールアンケートを毎回一部の人間を抽出し、実情を聞き取り、今国民がどういっ

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3726	地方庁	その他(社会保険事務所)		基礎に統合されていない手帳について、御本人に連絡が取れないため確認できない記録や、当時の採用基準の関係で生年月日を偽って勤めていたために今回の特別便でも本人と疑われる記録から除外されている記録もあると思われます。 また、別手帳がある方でも、記録が間違い無いと思われている場合もあります。 そのような方に対して、別番号が出来るケースを例にあげて再度広報していくことが必要だと思われます。 現在、年金記録問題の話題が新聞やテレビに出るのは報道のみで、自主的に広報している様子がありません。 ガス湯沸し器のリコールCMと同じように、定期的な広報により問い合わせいただくことで接触できる機会を増やしていくことが必要だと思われます。	平成8年に年金給付の担当となった際に、国民年金番号・厚生年金番号が別々であり、同一制度でも手番が複数ある方があることを知りました。 別手番が出来る理由として、以前の国民年金は任意加入期間があり、全員が年金加入となっていないため、転居先で新たに番号を作成している場合や、厚生年金では就職先に勤務歴を伝えていない場合や、採用基準により生年月日を偽って就職している場合、また、事業所より年金加入が新規との話しを窓口でされることにより新たに手番を払い出していることがあるとの話しでした。 その時点では、手番が複数ある方も年金請求時に記録を確認して裁定をおこなうため、年金裁定時に年金記録の一本化が図られるとのことでした。 その後、基礎年金番号が発足し、基礎年金番号通知書により他に加入記録があれば回答いただくこととなっていたため、年金記録の管理が進むと思われました。なお、回答いただけない方については年金裁定時や年金得喪手続き時に確認するしかなく、記録が全て整理されるまでには最大で40年かかるだろうとの話しを職員同士でしていた覚えがあります。 その時には、「もっと積極的に記録整理をしなくて良いのかな」という気持ちはありましたが、地方の一職員としては何もできずに終わっておりました。	年金記録に関する問題が問い沙汰された際に、平成9年に基礎年金番号を導入した時点で、今回の特別便または定期便のように詳細な記録を送付して年金記録の整備を進めるべきだった・地方からもっと声をあげるべきだったと思われます。 現在は、年金記録の整備を少しでも進めていくために全職員が一丸となって窓口や電話での対応に取り組んでいます。 特に、窓口にみえられた際には色々と聞き取りをおこない、未統合の記録がないか確認をおこなっております。
3727	地方庁	その他(社会保険事務所)	いろいろと思い返しましたが、特に思い当たるものがございません。	一つ一つの事案に向きあって、解決していく以外に方法は考えられないと思います。そのためには、どうしても人員が求められますが、経験のない人を闇雲につぎ込んでも解決はしないと思います。ある程度の経験を有する人が集中的に取り組める環境を作っていくことが必要かと思います。	平成12年4月に入庁いたしましたが、採用が徴収課であり、年金記録関係について、強く意識はいたしませんでしたが、4年目に国民年金課に配属をされて、基礎年金番号への統合が進んでいないことを知りました。ただ年金の受給手続きの際に氏名索引(旧姓を含む)を行い、お客様の受給には、反映していると考えておりました。ただ、記録自体に誤りがあるとは、考えてもいないことで、この記録問題が明らかになって解明作業を進めるにあたって、自分の考えていたことが、いかに甘かったのかを思い知らされました。	この問題は、誰がやってしまったのかということも大切ですが、お客様がご自身でかけた年金を確実に受給していただくことが何よりも大切であると考えられますので、まずは担当したものについて、しっかりと対応するよう心がけました。 反省点としては、いろいろな状況があると考えられますが、そのときそのときでしっかりとした対応ができていなかったことが、一番にあげられると思われます。お客様の大切な記録を扱っていることを、再度、認識し身長かつ確実な仕事を進めるべきと考えます。
3728	地方庁	その他(社会保険事務局)				
3729	地方庁	その他(社会保険事務所)		今後もすみやかな記録判明にむけて対応に努める。	通常業務のなかで氏名検索の範囲内のもれ程度のものと認識していました。ニュースなどを通じて知った。	記録補正事務処理に従事して事務処理の煩雑さを痛感しています。今後、もれ等の起こらない事務処理体制を確立していただきたい。
3730	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金記録の未整備部分があることについては入所後に旧台帳がマイクロフィルム化し、本人が年金請求時に確認を行うという形をとることで解消できると説明され、それで納得していました。	戸籍や住所情報がない状況の社会保険事務所では同一人物かどうかの判断はつきかねます。誤裁定、過払い、返納金発生等のお客様に大変なご迷惑をかけるので、当時は仕方ないと考えています。 オンライン化された時期から徐々に努力していれば、このような件数が残っているはずは無く、ただただ反省するのみです。 総務省からの情報、今後もし各税金・保険料等一括した管理下におかれるのであれば、こういった問題はなくなると考えています。 今後もこの問題について、正面から向き合っていきたいと考えています。
3731	地方庁	その他(社会保険事務局)				
3732	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	今まで以上に、人海戦術による対応が一番速い解決です。OBを含めた組織的に対応することが解決の近道と考えます。そのためには、予算措置等をしっかり講じることだと考えます。	基礎年金番号制度に問題あり。平成9年時点で加入していた制度の年金番号で付番するのではなく、その人が所持している最も古い手帳で付番すれば、こんなに大事にはならなかったかも知れません。時間が経過すればするほど人間の記憶は薄れてしまい、探しですことは、困難になります。	今回の年金記録問題発生以前から、仕事上での年金相談や日々の生活の中で年金制度のことを聞かれた時などに、年金手帳は2つ持っていないか問いかけをしてきました。 組織として、問題意識がなされていなかったことが、今日の結果ではないでしょうか。
3733	地方庁	その他(社会保険事務所)		基礎年金番号でない手番記録について、本人と思われる方に対して、本人の記録かどうかを半永久的に勧奨していく。	長妻大臣が国会で取り上げてから、そのような問題があることを知りました。	紙台帳をオンライン入力するときに、名前が入力されていないなど、チェックが甘かった。 基礎年金番号導入の際に、もっと手番の統合処理を進めるべきだったのではないか。 国民年金、厚生年金の資格を取得・喪失したときに、その都度、あるいは定期的に加入履歴を送っていれば、被保険者が記録のチェック機能を果たし、適切な記録管理体制が築けたのでは
3734	地方庁	その他(社会保険事務所)		ひとつひとつ対応していくしかないと思います。	大きな問題だと認識したのは特別便が送付され始めてからです。	正しい記録にできるよう、申し立てのあるものについて確認作業をしました。 安易に年金番号を払い出したことが原因だし反省すべき点だと思います。
3735	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在、進めている業務内容を進めていくしかないと思います。	あまり深く考えていませんでした。2年前の大騒動に時に初めて事の重大さを認識しました。	業務処理要綱に沿って記録問題に対処してきたつもりです。
3736	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3737	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	最後の一件までというのは不可能だと思います。事業所名を示しても全く覚えていらっしゃらない方もたくさんおられます。また調査するのは結構ですと面倒に思われている方も意外とおられます。あらゆる角度から調査をする必要はあると思いますが、調査の結果、まったく反応がない記録に関してはある程度見切りをつける事も大切だと思います。一方で、積極的に調査を希望されるお客様については納得してもらえるまで調査をしなければなりません。その結果、すべてのお客様が自分の年金記録について納得する状態ができれば、ひととおり年金記録問題は解決したと考えてもいいと思います。最後の一件までに執着するよりも、今後新たな年金記録問題を発生させないような環境づくりにもっと力を注ぐべきだと思います。	単純に、年金番号を重複して持っている方がたくさんいらっしゃるとしか考えていませんでした。統合帳に記載されている字の汚さ、また、それに伴うオンライン記録への収録誤りの多さなども含め、こんなにも根深い問題だと気づいたのは、この問題が大きく取り上げられるようになってからです。	まずは、お客様のおっしゃる事が正しくて、年金記録のほうが間違っているという意識で、お一人お一人の年金記録に対応することにしました。 そもそも、あらゆる問題は年金請求時までに解決すればいいといったような、面倒な問題を後まわしにしていたような風潮がいけなかったと思います。なぜ、基礎年金番号制度が始まった時に、もっと真剣に年金記録に向き合わなかったのか、とても疑問に思います。基礎年金番号導入の趣旨は何だったのでしょうか。もっとも年金制度が始まった当初から、ある程度このような問題が発生する事は見込まれていたと思います。確かに当時はパソコンの技術もオンラインの設備もなくある程度の限界はあったのかもしれません。ただ、なぜもっと大切にお一人お一人の年金記録を扱わなかったのか、もっと字や数字をきれいに書くといった、仕事に対する最低限のマナーが守られていたのならば、もっと解決できる問題は多かったのではないかと思います。
3738	地方庁	地方社会保険事務局長	承知していません。	これまでと同様、計画的に着実に進め、結果を出していくことが重要である。 そのためには、以下のリスク等を最小限に留める必要があると考えます。 1 作業スケジュール 処理能力を超えた作業が長期間続くことは、疲労により集中力を欠き、処理誤りのリスクが高まる。また、結果(達成率)に比重をおいた進捗管理は作業を煩雑にさせ兼ねない。 2. 取組体制 特定業務職員・アシスタント職員による体制整備は不可欠である。 一方で知識と経験から判断を要するものや最終確認など正規職員が責任をもって対応しなければならない部分が相当量存在し、今後も所内支援が必要であるが、平常業務における課題が山積している中で、効率的な事務の実施は困難である。 このため、ブロック本部からの支援等、記録問題に専念する正規職員等の確保が必要である。 ※厚生局からの出向者130人は当県の規模からすると、1 3人程度と考えられ、十分とは言いがたい。	基礎年金番号が導入される以前の手帳記号番号の時代に複数の番号払出しによる重複取消処理が再取得時や年金相談時に頻繁に行われていたことから、年金請求時の記録整備は大変な事務負担になっており、そのために年金裁定までに相当期間がかかっている程度の認識であった。 膨大な数の年金記録が未統合となっているというこの問題の本質を認識したのは、平成19年3月頃と思うが、5月からその具体的対応に取組み、一層この問題の深刻さを再認識した。	問題の本質、全貌を認識してからは、国民お一人お一人に記録を確認、ご協力をいただき、記録の統合・信頼回復に全力で取り組むことが、社会保険庁の職員としての責任と思い、「対策パッケージ」、「実施工程表」、「今後の道筋」等に従い、確実に進められるよう取り組んできた。 反省点は、お客様の立場で仕事をする、国民の皆様の大切な年金記録を扱っているという意識がなく、単に事務処理をこなしてきたということ、更には、 山積する目の前の課題への対応や予算・人員の確保等の厳しい現状から、問題を先送りしてきたことではないかと考える。
3739	地方庁	その他(社会保険事務局)	知っている問題はありません。		採用半年後に基礎年金番号制度が始まりました。 その頃から、厚生年金・国民年金番号を複数持っている方がいることはわかっていましたが、年金請求時にご本人に加入履歴を確認し記録が漏れていたらその際に統合すること、また順次、本人宛問い合わせを行い統合を行っていくことから、大きな問題とはとらえておりませんでした。 マスコミで大きく取り上げられた後は、制度設立時から続く大きな問題だと認識しました。国民の大切な年金記録をしっかりと管理しなくてはいけない役所の一員として責任を感じました。	年金裁定業務に従事しております。係るお客様は限られていますが、記録に漏れのないか、再三チェックしております。 記録問題が発生した問題点としては、一つの制度で一つの番号が徹底されていなかったことが制度自体の問題点であったとは思いますが、基礎年金番号導入時に全国民に加入履歴を送るなどの対応が必要であったのでは、と個人的には思います。
3740	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			業務課を担当した時期において、被保険者記録の確認事務を行ううえで不突合な記録が存在することは認識しておりました。 年金記録は、過去何十年にも亘っての積重ねであり、現在のコンピュータ時代に過去の手作業時代の管理状況を一概に比較できることではないと思いますが、問題は記録情報の機械化を進めるうえで、大切で膨大な情報量を整備するという作業における十分な対策・対応の認識に欠けていたと思います。	この年金記録問題で指摘されてきたように、被保険者記録は年金請求時に確認すればよいとか、単に事故率の問題だなどと結果として十分な対応ではなかったかもしれないことは、組織の一員として深く反省しております。 年金記録問題の様々な取り組みの中で、お客様お一人お一人の大切な被保険者記録を丁寧に確認させていただくという気持ちを真から思う接遇、仕事ができるように努めております。
3741	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	現在、人員体制を強化し記録問題に取り組んでいるところです。 現時点においては、受付している期間照会申出書を少しでも早く正確に回答させていただくことが最優先であり、そのためには、一定の整理がつくまでこの体制を維持する必要があると考えています。	今から20年近く前、係の担当業務として期間照会事務を担当していた経験があります。その際、一人の方が会社を変わるたびに年金手帳(番号)の交付を受けている事例、また、女性の通称名(子をつけるなど)、さらに生まれ年を数年サバを読むなど、コンピューター化以前の古い原簿管理当時はあったようで大変苦慮したことがありました。 今、考えると記録管理(紙管理)の問題もあるでしょうが被保険者の方々のこうした届出にも大きな問題があったと思います。	(8)の背景があり原票マイクロもフィルムを流しながら閲覧し記録探しをしましたし、現在もこの作業に関わる際にはそのような索引を行っています。 当時、記録を管理する側も加入する側も、この年金制度の重要性(年金受給に直接関わる。)の意識が低かったものと考えます。 当然、行政側としての周知・喚起が足りなかったことは反省すべき点と考えます。
3742	地方庁	その他(社会保険事務局)	名簿等の経年による磨耗・破損などでも記録の紛失が起こったと思う。	非常勤職員の増員で対応するもよいが、期間照会等の経験がある職員(OBも含む)の集中配置、窓口対応用員の強化(窓口で根気よく説明すれば理解していただけそうなものまで照会票を徴収しているものが結構ある。	年金給付課在籍中、お客様との窓口対応時に加入記録のもれ(ご本人の記憶違いや、忘失も含め)の相談からそのような問題が存在することは認識していた。	ご本人の記憶の呼び起こしに協力し、そこから類推し他庁照会等で記録の回復をはかった。 当時の対応では守秘義務等により、本人記録と思われても具体的なヒントを話せなかった。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3743	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				
3744	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	定期便の未回答者に対して、電話連絡・訪問により「回答のお願い」を行ってはどうかと思います。	昭和52年の採用当時から厚生年金手帳を2冊以上持っている方が重複取消届を提出していたので、未統合の記録があることは知っていたが、年金請求時等に職歴等を確認して統合を行えば良いのではないかと思っていた。 未統合記録が5000万件からあることは、平成19年に知りました。	平成9年の基礎年金番号導入時点から現在行っている取組を実施していれば、本人の記憶も今より定かで良かったのではないかと思います。
3745	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません		重大な問題として認識しております。早急に、正しく整備し年金不信を払拭すべきと考えています。 5000万件の、未統合手番者のニュースが報道れたときに知りました。	下記の点に、重点を置き業務に取り組みました。 ①、お客様目線での取り組む ②、コンプライアンス遵守 ③、個人情報の保護の徹底 ④、業務知識、年金知識を深める 全体として、お客様の年金をあつかっているという意識が低いことにあったことに問題があったと思います。今後も引き続き、お客様、組織全体の信頼回復という意識をもって業務に取り組んで
3746	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		特に認識していませんでした。 新聞報道等、話題になってから知りました。	年金請求等の相談の際には、丁寧に聞きとりし、記録の確認をしたほうがよいと思います。
3747	地方庁	その他(社会保険事務局)		コツコツと1件ずつ丁寧に作業していくしかないと思う。 ある程度時間はかかってしまうが、再び年金記録問題を引き起こさないよう丁寧な作業が必要。	基礎年金番号に統合されていない手番について、年金請求時までに統合されればよいという意識があったと思います。 職員とお客様では未統合記録の認識に大きな違いがあった。	年金相談時等にお客様の職歴をよく聞きwmに収録されている記録と確認する。また、同姓同名・同生年月日の記録がある場合はお客様に積極的に声をかけ本人かどうか確認するよう心がけた。
3748	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られているもの以外知りません。	人海戦術を取ればいいというものでもない。記録について知識のある人が偏べないとわからないと思う。職員でも記録の出し方のプロとそうでない人がいると思う。知識のある人の活用しかないのでは。	年金記録問題は社会保険だけの問題ではないと思う。名前の振り仮名は戸籍謄本に振り仮名がないのが多少の原因になっているのではないか？ 記録問題の存在を知ったのはは新聞紙上で騒がれるようになった頃だと思う。	年金相談時に考えられるすべての読み仮名で照会した。本人にも聞違って呼ばれた名前があれば教えてくださいと聞いた。反省点は記録を送るたびに聞違いがあったこと。信頼がどんどん落ちていった。
3749	地方庁	その他(社会保険事務所)		地道に作業をする方法しかないと思います。人員を増やすのと、効率化のため、パソコン等を活用して進めていくことも必要かと思います。	長年の記録管理に問題があったため、起きた事であるがなぜもっと早く解決に手をつけようとしなかったのか、上部の方たちに対して、不信感、不満がつのりました。	社会保険庁の非は認め、国民視線で解決をしようとつとめましたし、今もなお継続しております。
3750	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録が、機械管理される以前、戦前・戦中の記録を含め機械管理に移行する時の事務処理のある種の限界を行政として感じざるを得ない。移行後の利便性を優先するがあまり、カタカナ化してオンライン化を可能とし、年金の記号番号があり本人が年金手帳を年金請求時に必ずもっている状況であるならば、厚生年金記録ももれてこないはずである。平成9年1月の基礎年金番号への移行が、国民感情的にはいままでの自分の年金記録は国がきちっと管理してくれているとの想いも理解できる。年金記録はある種の不完全さをふくんでいることがあるとの認識は20年以上前(採用された1年後ぐらい)に知ったと思います。ただ、年金記録が「政治の道具」にされ	年金記録問題については、本来だれの記録なのかを特定し、被保険者の当然の利益を確保できるように誠心誠意対応しました。また、反省点としては政治的に追い詰められてするのではなく、行政の責任において年金請求時に完全に本人記録を特定し、請求もれのないようにすることが一番求められるとおもいます。また、届出する事業主の資質が、十分ではない者も見受けられるので事業主で届出主義の限界を補う、画期的な法律を望みます。
3751	地方庁	社会保険事務所課長級以上		定期便等で、記録を確認すること。また、年金請求時点で、記録の漏れが、ないかどうか、再度確認すること。	基礎年金番号制度が、導入されたことに伴い、他手番の登録処理が、行われていない部分で、記録の漏れがある等問題になっていると思われます。それ故に、平成9年1月以降に、速やかに登録処理がされていれば、現在のような問題にはならなかったのではと、思われます。	年金請求時点での本人の職歴確認を重要視し、氏名索引等行い、記録に漏れがないかどうか確認している。
3752	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	質問の主旨とは相違するかも知れませんが、 厚生年金の被保険者期間漏れについては、毎年8月1日現在で適用事業所より、算定基礎届を提出させており、その際には賃金台帳や出勤簿の確認もしていたので、被保険者期間の加入漏れがあったとは考えにくい。 標準報酬月額についても、S51年頃とS58年頃2度ほど徴収課の調定係に配置されていたが、その時分算定基礎届にて決定された新標準報酬月額での10月分社会保険料を請求したところ、保険料額が合わないと事業主から請求金額が多くても少なくても問合せがあり、被保険者ごとの決定された標準報酬月額をチェックし決定間違いが判明すれば決定をし直し、被保険者名簿をも訂正していたことを記憶しているので、標準報酬月額について事業所と社保との間で相違があったとは考えにくい。 国民年金の検認については、年度末また何年ごとかは忘れましたが○年毎に再度、市町村職員と社保職員とで計2回は確認していたので、職員による券服は論外であるが、検認漏れがあったとは考えにくい。	健康保険法・厚生年金保険法・国民年金保険法に定めてある、各種届出書における事業主の被保険者への義務行為を国民の皆様に理解していただくことも必要ではと思っています。 例えば、資格取得届は5日以内に申請することとなっているが、果たして申請は5日以内に行われているか、使用期間とか資格取得日は間違っていないか、資格取得時の標準報酬の決定月額を通知しているか等、資格喪失届・月額変更届にも同様なことが言えると思います。 特に、保険料については、健康保険任意継続申請における保険料で、任意継続は当月分の保険料を当月に納付することとなっているが、事業所に勤務している間の保険料は翌月の給与から引かれていますが、どうして同じ月に二重に健康保険料を支払うのかと、よく苦情を言われ、その度に社保料の徴収について法律上の取扱いを説明しなければ納得されないお客様が多数おられたことを、記憶しています。	H7年頃の調査官時代(基礎年金番号制度前の時代)、各適用事業所を総合調査していた時、ある適用事業所で資格取得届の氏名・生年月日が労働者名簿と相違しているにも関わらず取得漏れではないと申し出がされたことがあり、その理由を尋ねたところ、本人から諸事情があり、厚生年金番号から自分自身の存在を知られると困るので、新規取得者として届出をしたとのことだったので、家族でも本人の承諾がなければ情報(事業所名等)を教えることはないと説明し、訂正届を提出させたが、諸事情により氏名や生年月日を事実と相違した内容で届出しているケースがあるんだと思ったことを記憶しています。	年金記録問題発生の原因としては、オンラインシステム導入移行事務処理において、大量の件数を短期間で処理することから、処理ミスはあっただろうと想像されるところです。 短期間での事務処理であったため、職員間同士での再チェックの時間が取れなかったことを含め、反省しています。 基礎年金番号スタートのための事務処理において、国民の皆様へのPR不足というか、説明が短期間の処理のため追いつかなかったのではと思われます。 現在のように、年金記録に対するPRを大々的に実施し、国民の皆様に関心を今以上に持っていただくことが出来ていたならばと思います。 年金の裁定において、現在、名寄せの新システムで過去の記録が判明していますが、前述のオンラインシステム導入移行事務処理において、システムを同時に入れることが出来ていれば、また、本人が記憶していなくても、社保から○○の住所の××という事業所に勤務していませんでしたかと、情報を提供しての年金請求をさせていたならばと思います。
3753	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません	わかりません	重要な問題だと認識してました。そのような問題が存在することは基礎年金番号が出来てから手番が統合されていないのが残っていたので知っていました。	年金決定の際には、氏名索引(旧姓も含め)をし、被保険者に確認したりして、本人のものかどうか確認してました。 オンライン化にしたときに、正確に入力されていなかったり、もっと早く基礎年金番号の制度が出来ていれば良かったり、国民年金の記録についても、統台帳の保管が永久保存されていれば良かったと思います。
3754	地方庁	その他(社会保険事務所)	申し訳ありませんが新聞報道で知る状況なので、よくわかりません。	特別な策はなく、地道にやっていくことが必要と考えます。	社会保険の信用に関わる問題であると感じました。 平成19年頃です	個人としはどう対処していいのかわからず、本庁の指示に従い被保険者からの相談に対応しました。
3755	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	日々の台帳突合作業等に加え、全職員が一斉に作業に当たる日を設け、早期の整理を図る。	全被保険者の生活及び権利に直結する重大なミスと認識している。 過去に年金番号を複数取得し、統合が未整理となっていることは入庁当時から知っていたが、台帳とオンライン記録が合っていないと知ったのは、年金記録問題の報道が始まった頃。	早期解決に向けて、記録補正や休日支援を行っている。
3756	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	記録照会関係については、臨時職員ではなく「職員」が専念できる体制を作ることが必要。	基礎年金番号に統合されていない手帳番号については、最終的には年金請求の時点で確認のうえ統合されるので問題がないと認識していた。コンピュータに記録が正確に収録されていることが前提ではあるが。いわゆる「旧台帳」等のコンピュータに収録されていない記録が大量にあることについては公表してから知った。	
3757	地方庁	その他(社会保険事務所)			どのような一本人の手続き漏れの問題(始め) 社保庁側の記録確認勧奨不足の問題(現在) いつーH16.6月頃	
3758	地方庁	その他(社会保険事務所)	・オンラインに収録する際、業務センターへは当時名簿や原票、届書で進達していたと思われるが、漢字をカタカナで入力したため、非常に多くの収録間違いが多数発生した。また、手帳番号の書き違いや読み違いなどで、本来収録されるべきところに収録されなかったり、場合によっては、第三者の記録として収録されたもの、他人の記録を誤って取り込んでしまったものなどがある。 ・オンライン切替前は別としても、切替後はWMに収録されていない記録(カセット収録)が多数あった為、年金裁定請求時に、確認できなかったのではないか。現在でもまだカセットとなったいるためスムーズに照会対応できないことがある。 ・保管している被保険者名簿やマイクロに収録している原票には、消失しているものやまったく読	現在、カセット記録となっているものを、早急にWMに収録する。	・昭和61年の採用当時は社会保険庁より示された通り、事務処理を行っており、特に何も疑問にも思わなかったが、基礎年金番号の通知が行われた頃より、すべて統合されるのかが疑問であった。 ・オンラインになる前は、本人の申し出た内容を基に、記録を確認し、裁定処理を行っていたと考えるが、申し出がないと年金には、反映されなくなる。結果して宙に浮いた記録となる。システム上やむをえない問題であると思います。	・ねんきん特別便の回答や年金記録照会申出書の内容により、あらゆる聞違いを想定し、調査を行ってきました。 ・年金は、本人からの申請を基に決定する、申請主義であり、そのことも今回の年金問題の一因と考えます。年金定期便で定期的に記録を確認していただくことは、非常によいと思います。 ・すべての記録をWMに収録し、各事務所ですぐ対応できるようにするべきである。 ・未加入事業所についても、問題であると考えます。本人からの申出では、本来加入すべき事業所に勤務していたのに記録がないというものも多くありました。適用対策も非常に重要と考えます。
3759	地方庁	その他(社会保険事務所)	1.基礎年金番号に未統合である以前に、WMに登録されていない年金記録が多数存在する。(1年ほど前の時点で) このため本人からの照会により、氏名索引等を行っても絶対に出てこない。 2.支店間の異動があった際、異動前の被失日と取得日が一致していないことがある。 このため、年金記録に1ヵ月の空白ができている事例がある。	1.WMへの登録を急ぎ行う。 2.当時の事実を確認できる資料がない限り、記録の訂正は困難。	一口に年金記録問題というが、年金記録が失われている原因は多種であり、とても解決が困難な問題である。 (未統合の年金番号・WM入力誤り・WM未入力・事業所の未加入、未届出、届出内容誤り・遡及記録訂正等、様々なことが原因となって起こったもの。) 記録に誤りがあったとしてもすぐには判明せず問題も起こらないため、間違いのないように処理するという意識が低下した可能性もある。 年金記録問題については、採用前に報道が始まったとき(平成17～18年頃)に知った。	年金特別便で個別の対応を行った。 反省点 ・事務処理方法、チェック体制の甘さ、間違いのないように処理するという意識が欠如していたこと。 ・社会保険庁が被保険者との意識の差を考えたうえで制度を作っていなかったこと。 ・記録に間違いがあったとき、それを本人が確認できる体制でなかったこと。 基礎年金番号の制度ができる以前は、被保険者自身がそれまでの年金手帳をすべて保管していて、受給の際に持ってくる必要があった。 それに対し被保険者は、年金手帳の重要さを認識しておらず、保管していない方も大勢いる。 その上、氏名、生年月日の誤りが多く、WMに登録されていない記録もあるのでは、年金記録問題は必ず起こる問題だったように思う。 また問題が起こったときにそれがすぐに判明しないため、記録を直したり体制を見直したりすることができなかった。そのほか何十年も前の記録であれば、それが正しい場合でも被保険者が納
3760	地方庁	その他(社会保険事務所)		誰もが納得する解決策はないと思われます。時間が掛かる事で苦情を言われようとも、一人一人真摯に対応する姿勢が大切だと思います。	加入していたにもかかわらず未加入として扱われ、年金受給などに支障をきたすために大問題として取り上げられているという認識でした。その問題が存在する事は在籍する以前にテレビのニュースで知りました。	年金については知識もなく、全く異なる業務を行っていたために、何の対応もできませんでした。電話で「記録が見つかったけど、まだ入金にならないのか」との問い合わせにかなりの時間を要していると答える程度しかできませんでした。異なる業務を行うために臨時採用されたとはいえ、自分に知識があれば何らかの手伝いができたかもしれないため、知識は必要だと感じました。
3761	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	熟練の方の採用をし、2度と同じ過ちが起きないように指導して貰う。	1年前に社会保険事務所に復帰した時に、ねんきん特別便の問い合わせがあり、その時に知りました。	全く、分からなかったので同じ課の人に色々と聞きながら対応しました。
3762	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	世間一般に知られていない問題について、知っている内容はありません。	紙台帳やマイクロフィルムとコンピューター記録との全件突合、確認を完了させることが、まずは一番重要と考えます。	20年前、年金給付課に所属していた際に、年金相談、裁定請求書の審査、期間照会等の業務を通じ、個別の事象として期間が不明であったり、標準報酬が本人の記憶と相違していたり、紙台帳の記録とコンピューター記録が不一致(記録誤り)のものがあるとの認識はしていました。	個別の案件については、相談業務であったり、期間照会調査業務について真摯に取り組み、業務を行ってきました。 現時点でみた場合、もっと早い時期に「紙台帳とコンピューター記録との全件突合の必要性について何らかの機会に提案できなかっただろうか」と考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3763	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	過去の業務のながれ、被保険者台帳等の管理方法等に精通しているOBの方々の協力を仰ぐ。 また、記録問題を担当する職員は記録問題の処理に専任でできる体制が必要と思われる。	基礎年金番号が、平成9年1月に導入されたが記録の統合がなかなか進まない現状があった。 国民年金でいえば、判別区分は記録が正しいものとしての判別であって実態とかけ離れている場合がありました。基礎年金番号に厚生年金の統合が進んでくると、未加入期間と思われる期間が目に付くようになって来ました。年金を受給するまでの間に最低限25年の期間を満たせれば問題は出ないと思われるが、本来加入すべき期間が未加入になっている記録を基にした判別区分によって納付勧奨をしていため、年金の受給権が将来発生すると思われた被保険者が年金を受けられないことが起こりえると思いました。逆に判別区分では無年金と思われていたため被保険者の中にも記録整備を進めると受給権が発生するケースもありました。 カラ期間についても、オンライン記録に登録することができないため、カラ期間なのか未加入期間なのか判断できない。被保険者が相談するたびに確認する必要があることは問題である。	基礎年金番号が導入された後は、届出の際に年金手帳が添付されてあったものについては、手帳の中に記載されている厚生年金手番、国民年金手番を確認して手番登録に努めた。 現時点での反省点では、国民年金の加入勧奨状の送付や職権適用を進めてきたが、依然として未加入期間(厚生年金喪失後、厚生年金再取得の間の期間)が解消されていない。また、現在も、カラ期間がオンライン記録にと登録できないことは記録管理上問題がある。昭和61年3月までに20歳になっている被保険者(特に女性)は、カラ期間が存在する可能性が高いし、平成3年3月までの20歳以上の学生期間の任意加入期間についても把握ができていないため、この期間について「ねんきん定期便」「ねんきん特別便」において被保険者から照会を受けることが多い。
3764	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	担当者のみの対応ではなく、全員対応が必要。	年金記録問題が報道されるようになった時。	照会・申立について窓口となり応対。できる限り判りやすく対応している。 台帳の廃棄や誤記入、不鮮明、記載内容が判読できないなどがあると思う。
3765	地方庁	その他(社会保険事務所)			・申請主義、また、被保険者・受給者の立場に立って、記録管理が行われていなかったことが原因によるもの ・三年ほど前	・自分の業務や相談対応において、被保険者・受給者の立場に立って、処理誤り、案内誤りがないように心がけた。
3766	地方庁	その他(社会保険事務所)			最優先すべき問題。配属になる少し前	国民年金の適用業務をしている中で、未加入・記録漏れなどは、本人に通知。通知をしても、連絡がない方が多い。特に3号特例。
3767	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		調査の件数も多いことから、調査に行う者がもっと必要だと思われます。もっと効率の良い調査方法があればと思うのですが思いつきません。	個人を特定できていない年金記録があること、保険料を納付したのに未納となっている年金記録があることから、受給資格を得られない方や本来より低い額の年金を受給している方がいることをマスコミの報道等で知った。	当初、年金加入記録については裁定時に本人の申し出による職歴等との確認を行えば大丈夫と考えられていたために、複数の手帳番号を持っていた方等の記録が後になって年金に反映されないこととなったではないか。また、基礎年金番号導入時によく調査を行っていれば良かったと考えます。
3768	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		重大な問題と認識していました。 ニュースで報道されたとき知りました。	問題解決に向け、記録の訂正作業に取り組もうと思いました。 お客様の視点に立てなかったことだと思います。
3769	本庁	その他(本庁)	海外在住の厚生年金被保険者(その3号)および全制度の資格喪失者へは、特別便や定期便が届いていない方が多く、周知も徹底されていないため、多くの記録が埋もれてしまっている。 特別便において、記録の調査などの依頼があるにもかかわらず、作業効率を優先させるため、処理不要とした記録が多くある。 文書相談等において、現在の制度で年金の受給用件を満たさない記録の場合は、担当者で分かっていても記録を結びつけない。(カラ期間など)	ひとつひとつの記録を依頼のあった被保険者、受給者に結びつけるだけではなく、細切れになった記録をひとつにつなげる方法も考えるべきである。 現在は、受給者・被保険者から申告のあった記録を探しているが、持ち主不明の番号から持ち主を探し出すことが必要。これは、トンネル工事と同じで、両端から掘り進めるしゅほうである。 現在、記録を探しているのは、言われるからやっているだけの副業で、専業ではない、記録ひとつ総合していくらという出来高制の方法をとらなければ、物言わぬ記録は眠ったままだ。	H20. 6. 1に任期付職員として入庁したため、コメントなし	社会保険庁職員の年金記録問題の意識は極めて低い、独立した組織を作らなければ解決できない。
3770	地方庁	その他(社会保険事務所)		平常業務と年金記録問題業務の対応を分けて専任で出来る体制を完全に確立した方がよいと思います。 期限を切って対応することは必要だと考えますが、それによって記録問題の解決がいい加減にならないようしなければならないと思います。	基礎年金番号制度発足時に未統合となっている手帳番号が多く残っていることと、本人確認不十分により、同一人に新しい手帳番号を複数払い出していることが主な問題と認識していました。 旧台帳でオンラインに収録されてない記録や、オンライン移行時の入力誤りによる記録の不備な	内外から見ても記録の管理・正確性がいい加減なところがあったと思うので、その点について反省し、本人記録の確認を徹底し、未統合の手帳番号の確認・統合に努めること。
3771	地方庁	その他(社会保険事務所)	まだまだ、多くのカセットが開かれていないことに疑問。 旧姓からの調査が完全に行うことは不可能。その努力は当然必要。	旧姓等で中に浮いたといわれる記録を払い出し番号の都道府県の地方紙などに掲載してみては?どの氏名の方が宙に浮いているか国民は分かっていないお金がかかることだが。1468万件の本人確認調査をおこなって記号が同県でないのは別人が多かった。	年金記録問題がおきてこれは大変なことと思った。社会保険庁に進達した記録がこのようになっていたとは知らなかった。 ただ、国民年金などでは、全く未納も無く納付してきた方についてはこの問題は直接はかかわりないが、本来未納の方が納付になることによって納付してきた方へも給付費の国庫負担と言うことで税金等での負担がかかることには疑問がある。未納の方には納付書を送付したり納付勧奨したりそのつど税金が投入されてきた。全く未納も無く納付してきた方に本当に申し訳ないことと	できるかぎり、正しい記録にすべき。2年間で完全にするとの方針だが、段階的に正しい記録にすべきでないかと思う。ただ、いそぎすぎて間違った記録処理をすべきではない。 大変だが、国民のためにも全力でやるしかない。
3772	地方庁	その他(社会保険事務所)			問題の多くは昭和期のことであり当事、社会保険庁、市区町村と多くの事務を分掌していたことと、これに付随して制度・機械システムの統一が全く図られていなかったことが現在の記録問題を大きくしてしまったひとつの要因だとおもう。 現在においても制度・機械システムともに不合理なことは少なくないとは認識しているが多少なりともここ数年で改善されてきてはいるとおもう。	人による確認作業は、どの時点でも必要とは考えているが自身の事務処理等誤り防止の観点から、極力手作業での書類作成・計算作業は避け定型的にできる各作業については主に MicrosoftOfficeを利用しパソコンによる事務処理をてがけている。 反省点というよりも、今後の組織改善で取組む課題としては何よりも情報伝達の迅速化があげられると思う。
3773	地方庁	その他(社会保険事務局)				
3774	地方庁	その他(社会保険事務局)				
3775	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	高齢の受給者や受給要件が不足している方などの救済を考えた場合、早期解決を図らなければならないが、年金のノウハウを持った職員がどんどん減って派遣職員等が増えている現状にあります。 このことから、現在の定員とは別に、年金記録問題対応チームを編成するなど専門部署を設置しての対応が望ましいと思います。	年金記録問題の存在は平成19年頃知り、特に高齢者や受給権なし者などにとっては死活問題であり、一刻も早く解決しなければならないことと認識しておりました。	お客様に対して一連の経過に対しての謝罪の気持ち及び誠意を持って望むことを心がけ、一人でも多く年金記録が正しくなるよう対応しました。 反省点としては、業務量やスパン等を検証せずに対応策が次々に走り出してしまったことから、電話や来訪者でパンクが起きてしまったこと。 また、名寄せ便、厚生年金旧台帳突合せ便、黄色便等、一人に対して複数が別々に届いた方の場合、さらに混乱する結果となっています。 さらに、職員が知る前にメディア等からお客様に先に情報が伝わり、お叱りを受けることも多々ありました。長期間に発生蓄積した問題を何の検証もせず短期間で解決させることを約束したところに大きな誤りがあると思います。
3776	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			年金給付の業務から、本人が加入した職歴を思い出せない場合は、本人の記録とは確認できないことから、年金請求時に問題があると思っていました。	少なくても基礎年金番号に統合時以降、不明な記録を照会・統合していくよう社会保険庁は多大な努力をするべきだったと思います。
3777	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	一般の被保険者が不利な取扱いを受けることがないよう、国が責任をもって補填していく必要があります。 また、社会保険組織が保管している記録とお客様が認識している記録が相違することのないよう、制度、体制の設計が必要になると考えます。	社会保険組織に在籍していながら、かつては、ずいぶんいい加減な事務処理をしていたのだなの感じました。現在は、組織全体として解決へ向けて取り組んでいる最中なので、自分の出来る範囲で協力していこうと考えています。 年金記録問題の存在を知ったのは、盛んに報道等された時期です。	業務支援に積極的に参加すること、審政防止の徹底を再度図ることを行いました。反省点としては、どうしていい加減な事務処理が行われたかということと、適正な事務処理を行うことができる体制を確保することができなったことの検証を行い、今後適正に運用・管理できる体制を構築することが必要と考えます。
3778	地方庁	その他(社会保険事務所)	多くの事業所記号間違いや、補正が必要な記録があること 同姓同名同誕生日の人が存在すること 名簿の手書きの字が、くせのある読みにくい文字で書いてあることが多いこと 新適全喪や、支店本店間の転勤などで、国民年金未納期間がでてしまっている人が多いこと 自分が勤めていた会社が適用事業所かどうかしらない人がいること	誕生から、死亡までトータル管理システムの構築	最初は、転職、転居を繰り返す一部の人の問題と思っていました。 一年前、貴金職員として事務所に勤務して、とても多くの人を巻き込んだ混乱した問題だと知りました。	宙に浮いた加入記録解決の為、フォローアップ照会にかかわりました。 記録問題は共済加入の人に多くの誤解を生じてしまったと思います。
3779	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	時間がかかっても一人一人が親切丁寧に説明責任を果たしていき信頼回復にむけた行動を行うこと。	今後時間がかかっても必ず解決しなければいけない問題であることを採用されてすぐ認識していた。	窓口接客、あるいは電話応対一つを大事に、本人の記録で間違いがないかどうか確認をしてきた。結果的に再裁定の人数が膨大になり支給までにかなりの時間を要することが受給者からの苦情につながっており効率的にできていない。人員も少ない。
3780	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。		・社会保険庁全体により、国民の皆様に多大な迷惑を掛けてしまったこと、及び年金制度に対する信頼を失わせたことと認識しています。 ・平成19年6月に問題の存在を知りました。	・年金記録問題の解決に繋がる様々な取組に対し、積極的に参加しています。 (「宙に浮いた年金記録」調査、北海道内の社会保険事務所への支援、神奈川県への支援、遡及訂正事項調査、国民年金旧台帳調査、年金加入記録回答表の調査、第三者委員会への申立書回付事務、他) ・反省点 ①平成9年の基礎年金番号導入時、未回答者に対し、再三再四、提出の督促を実施しなかったこと。 結果、「宙に浮いた年金記録」を増加させたこと。 ②オンラインに乗せなかった、紙台帳記録があったこと。 ③オンラインに乗せなかった、カセット記録があったこと。 ④収納率向上や事業主側の意見をある意味聞きすぎ、結果として法令順守を徹底しなかったことです。
3781	地方庁	社会保険事務所課長級以上	厚年被保険者記録(カセット記録)がオープンされていないものが相当数存在する。	全てのカセット記録を早急にオープンすること以外ない。	確か昭和57、8年頃だと思いますが、国民年金被保険者台帳のマイクロフィルム化が特殊台帳のみとなったこと。	国民年金被保険者台帳のマイクロフィルム化に際し、さん孔テープに記録を入力する際のパンチミス等により、さん孔テープにより収録された記録と電子データに相違しているものがあると思われるので、国民年金被保険者台帳のマイクロフィルム化は全件必要だと強く要望しました。 今思えば、あの時、「現場の声をもっと聞き入れて全件マイクロ化してくれていれば・・・」とつくづく思います。 今となっては、当時の記憶をたどって全力で取り組む以外ないですが・・・

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3782	地方庁	地方社会保険事務局長	記録問題については、現在明らかになっていること以上のことは、承知していない。	記録問題の解決には、まだ相当の時間とマンパワーが必要。 この2年間、社会保険の現場の職員は、土曜日曜も出勤し、夜遅くまで仕事をおこない、平常業務もこなしながら頑張ってきました。 日本年金機構では職員数が大幅に削減されているため、年金事務所の職員は、本来業務に専念しないと国民の年金離れがいっそう加速するばかりと思われる。 したがって、今後年金事務所の職員が記録問題の業務を行うことは困難であり、本来業務に専念し年金制度の信頼回復とお客様サービスに徹するべきです。 そのためには、今後の記録問題の解決のための作業チームを年金事務所以外の体制で組織化し、はっきりと体制を分けて処理を行うべきと思います。 早急に8億5千万件の紙台帳との突合体制を整えるべきであり、機構へ採用されなかった職員、OB職員、社会保険労務士等による作業チームを組織し て集中的に行ってゆくべき。 地方社会保険事務局がなくなる県では、体制つくりをどこで行うのか心配であり、結局年金事務所の職員で準備や作業を行うのであれば、本来業務も 記録問題の作業もどちも中途半端になりかねない。 少し、取り掛かりが遅いのではないでしょうか。	本庁勤務時に認識していたことは、平成9年に基礎年金番号の統合をした際に統合できない記録が相当あったことは承知していた。 この記録については、消えた年金記録ではなく、国民へ呼びかけても回答をいただけないため、統合できない記録として別管理をしていたもので、毎年重複手番の整理調査をおこなうなどその後も国民に呼びかけて、社会保険庁なりに記録解明の努力を行っていたと認識している。 その他の問題については、存在することを認識していなかった。	不適切な遡及訂正等の問題については、現場で処理していた経験からまったく想定外のことであり、保険料滞納を解消するための処理を行うなどは私の知る範囲では、考えられないこと。 我々の処理した業務内容が正しく処理されているかをチェックするための体制があったはずであり、事務所内の調査官活動、保険課、社会保険事務局の監察官による業務監査、本庁監察官による業務監査等の何重ものチェック体制がありながら、不適切な処理を正せなかったことが大きな反省点である。
3783	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金問題に精通した人員の集中配備と時間をかけた調査を行う。 今後については書類の受付段階での二重チェックなどを徹底する。 (氏名のフリガナ確認や、読めない場合の確認等)	社会保険庁発足以来の最大の問題であり、未整理部分については今後の機構が抱える最大の問題。	お客様には誠意ある対応をする一方で、今後同じような問題を起こすことのないようにする意識改革になった。 問題の一つにチェックの甘さが上げられているが、今後は二重チェックなどで再発防止をするとともに、職員の意識だけでなく、書類提出をするお客様にとっても注意を促すことになったと思う。
3784	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません。	1件1件正確に処理をしていくことが大切です。また、年金支給までに時間をできるだけかけないようにするのがよいと思います。	未統合の記録があれば、年金請求の際に、統合すればよいと思っていました。 しかし、こんなにも多くの記録が未統合のまま、あったのを知ったのは、ニュース等となったときで	本人申し立ての年金記録は、捜せばあるという気持ちで、マイクロを見たりしました。平成9年の基礎番号導入から今日まで、地道に該当者に呼びかけていればよかったと思います。
3785	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	目の前の業務を迅速、正確にひとつひとつ送行していくしかないと思います。	紙台帳の頃の昔の煩雑な業務遂行からくる根深い問題。 マスコミに騒がれ始めた頃。	自分に出来ることはしようと思いました。 昔の職員から代々長い期間積み重ねてきた点。
3786	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特別便、定期便等本人宛通知が送付され、被保険者の方々には周知をしてきたところであるので、関心のある方・年金受給が間近に迫っている方等については、ほとんど調査を実施したものと思料する。 国民年金推進員等の外勤の職員が在職していたときでは、保険料の徴収に合わせて年金相談及び特別便、過去の記録についても相談を受けてきた。年金受給の話題から保険料徴収に結びつく場合も多々見受けられることから、効率はあまりよくないと考えるがターンアラウンドの免除送付や納付書の頻繁な送付等に莫大な費用をかけるより、推進員のような地域に密着したサービスを行うほうが効果は上がるのではないかと思料する。	基礎年金番号発足時、平成9年に統合の正確に処理がされていれば、ここまで大変な業務にはならなかったのではないかと思われる。被保険者の方々も番号をいくつも持っていても支障がないと認識していたことも原因のひとつではないかと思料する。ただ、戦前戦後の時代の背景等については今回初めて知りえた事実である。	相談にこられる方々に対しては、どういう状況でこのようになったかを説明し、ほとんどの方より理解をしていただいた。従前の事務処理がどのようであったかの説明、制度についての理解を求め来訪者については、できる限りその場で回答ができるように心がけた。書類を預かることを大前提にするのではなく処理をしていくことにより、未回答分が少しでも減少するのではないかと考える。
3787	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。		
3788	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	1.いわゆる届出主義を廃止する。 -正しい記録管理は、正しい記録に基づいて行わなければならない。年金の請求は別にして、届出制を取っている限りこの問題は永久になくならない。世論やマスコミ報道をみると、届出そのものが誤っていたり、届出漏れや、故意の届出未提出または提出時に簡単にはチェックできない届出記録等々の責任も私たちが負わなければならない。全ての責任は私たちにあると非難される状況である。本人や会社からの届出より記録を作るのではなく、税務署や市町村より情報を貰い記録を作り管理していくべきだ。 確かに届出によらないと、お客様に対して速やかなサービスが提供できない。保険証の交付や、年金加入履歴記録の反映などに迅速に対応するのは難しい。サービスの低下を招かないで、届出制以外の制度にどう変えていくのか、問題もある。 しかし、重要なのは国民一人一人の年金記録をどう管理するかである。正しい情報を正確に管理し続けることである。サービスの問題などはその次に考える問題である。 なぜなら、今後はこのような問題が絶対発生しないという、土台があって始めて過去の問題を解決し、国民の年金に対する信用を取り戻すことができるからである。今後も同じような問題が発生するかもしれない、でも今までの問題は解決しました安心してください、と言って安心する国民がいるだろうか。いつまでも、批判され続けて、いい組織などできるだろうか。このような問題は今後は絶対発生しないと、胸を張って言いたいと職員みんなが願っている。土台がそろってこそ本当のいいサービスは提供できる。 このように、この問題を解決には、まずは正しい情報を取得するため、届出制を辞めるべきである。なお、その前に、正しい記録とは何かを国民理解のもと政治的に定義する必要があることは、論を俟たない。 2保険料を払わないでも給付を受ける制度の改善 -払わないでももらえる。もらえる分は誰が負担しているのか。これは国家としての根本、社会の信義則そして人としての道徳に照らして、おかしいと単純に感じるのは私だけだろうか。情報が氾濫するこの時代、性悪説に立った制度にしないと、記録問題も根本的に解決しないのではないか。民間の保険会社は保険料を払わなければ、即契約が切れてしまう。日本年金機構は民間の手法を導入する。どうなるのか、不公平のない制度に改善してほしい。	記録の管理ということに対して、人間的な誤りをも許されない絶対的に機械的に積極な処理をしなければならないという意識を、これまで年金業務にかかわるすべて人々が持ち、それを制度や業務に反映できなかった。また、職員にしてもこれまでのOBから引き継がれてきた仕事の流れから、記録や情報という個人的なものに対して、甘い認識しかもっていなかった。このようなこれまでの年金に対する甘さが一気に噴出した問題。 私はこのような問題がでるまでは、WMの記録はすべて正しいと思っていました。 テレビで国会議員の国民年金未納問題・グリーンピア問題が報道されたころ。	お客様に対して、この問題について怒りや不安を与えてしまったことに、社会保険業務に携わる1職員としてお詫びし、丁寧な対応を心がけた。 早急に記録が整備されるよう、手番統合については即日処理をした。 社会保険庁が廃止され、職員が散り々になり、分限免職となる職員が出るような事態にまで発展するとは思っていなかった。マスコミにグリーンピア問題が騒がれたころに、この状況が想定できたら、もっと職員が一致団結して、早期問題解決できなかったか、全体的に状況判断が甘すぎたのではないか。 問題解決とするにはすべてを1から見直してチェックしなければいけないのであるならば、もっと早く着手するべきだったのではないか。
3789	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3790	地方庁	その他(社会保険事務所)		時間と人員をかけて、解決に向かう。	知ったのは、マスコミが大きく取り上げたときです。 初めて知り、大変大きな問題だと感じました。WMにある記録がすべてだと思っていました。	問題解決に向けた作業については積極的に参加しようとしました。 仮にある程度問題の発生が予想できていたなら、早期着手するべきだったのではと思います。
3791	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	通常業務と切り離し、熟練のベテラン職員の監督の元、マンパワーで対応する。	基礎年金番号制度が導入された時から取り組むべき問題だと考えていた。年金相談の窓口業務に従事しているときには特に持ち主不明な年金番号が大量に存在することを懸念していた。	窓口では記録の確認を積極的に行った。しかし氏名検索を多く行うことが業務外閲覧の容疑につながることもあるのかもしれないと思うと怖い。反省するべきは、現場として問題の重要性を認識していながら、声を高く上げなかったことである。
3792	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金制度のしくみの周知・広報 職員への周知	事務所に採用され、仕事にかかわるようになった時に知った	年金制度のしくみの周知・広報 職員への周知
3793	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録問題については、いままで公表、報道されてきたもののほかには知らない	紙台帳との突合をすべて行い、最後の1件まで統合していく、人員も増やして短期間で行う。国民は、待ってくれない。 やってできなければ確からしい申立内容であれば事務所の段階で訂正できるよう基準をゆるくする	国民の信頼を失う重大な問題である。平成19年ごろ	提出されている期間照会文書を1つずつ調査し、できるだけ早く回答していくのみ、まずはこれを片付けなければ国民の信頼はあがってこない。台帳等の画像化作業を早くする。(国民年金被保険者台帳が移管されているが画像工程管理業者から照会に対する回答が遅い)
3794	地方庁	社会保険事務所課長級以上	年金記録問題とは直接関係はありませんが、老齢基礎年金を繰上げ受給している方で、厚生年金期間が1年未満の場合、65歳時点で老齢基礎年金受給権者老齢厚生年金裁定請求書(様式233号)を提出して厚生年金を受給することとなりますが、本人が手続きを忘れて受給していないケースが多くあります。	65歳時点で自動的に計算し、変更通知を送付するか、ハガキによる裁定請求書を送付することによって解決するかと思います。 当事務所では、上記該当者に対して文書と様式233号を送付しております。		
3795	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし.	特になし	そんな事が実際にあるのかと感じました。	窓口対応としては090の徹底に勤めました。
3796	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特別便等の照会で回答に最も苦慮する共済組合(旧令共済と恩給法の適用となる退職者含む)の記録管理の方向性(①全て記録収録するのか②記録収録もない中で照会先を年金機構だけにするのは対応困難)を出すこと。高齢者からは、共済組合、恩給対象を含めて照会(厚生年金、国民年金との認識ではなく、自分が勤務した全職歴での照会確認がされる。	一時金を含めた記録提供による記録管理がされてない現在、全共済組合と総務省が保険者として対応責任を負うべきである。政府が関係省と各共済組合と調整して早急に分担を決め、照会先も含め広報を行う。 調整できないなら、今後の定期便等は、厚生年金(船員保険含む)と国民年金だけのお知らせと照会受付にすべきである。	1、オンラインシステム上の収録記録の誤り(被保険者記録、事業所記録の両方)が多く、信用できない。昭和60年頃=オンラインシステムによる年金相談実施後すぐに認識する。 2、オンライン収録化されていない記録が多数存在することは、記録問題が起きるまで現場として知らなかった。そのため、当然収録されていることを前提に、氏名索引等によるオンラインシステムによる年金相談での回答をお客様にしてきたのだから、その回答の信憑性を根本から覆す重大な問題である。	1、2、組織全体で方向性や解決策が示されなかったため、現場としてその都度個別対応のみして済ましてきた。本庁も現状認識をせず、組織で改善しなかった。解決の方向性(台帳の記録を着実、忠実に照合確認のうえ収録すること)は当たり前のことでしかなかったのに、それをトップが指揮することを怠った。更に、厚生年金(船員保険含む)、国民年金記録が不十分のまま、共済組合と恩給期間の記録も未収録や対応の方向性もないまま特別便等を発行したため、現場は苦情対応も含め対応困難を極めている。
3797	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	国民の皆様及び事業主に対して、基礎年金番号(年金番号)の意味と管理の重要性について周知徹底を図る。 職員は、届書の受理や年金相談にあたり、改めて年金番号・年金記録の確認に細心の注意をはらうよう努める。	被保険者・受給者の、年金番号(記録)の管理の認識不足による部分も大きいと思っていた。 現在のような問題の存在を知ったのは、大きく取り上げられるようになった3～4年前頃だと思う。	事業所や被保険者との対応時、年金番号の確認に注意を払うようにした。 国民の皆様及び事業主に対する、年金番号(年金記録)の意味と管理の重要性についての徹底(わかり易い広報)がまだ不足しているのではないか。 職員については、年金番号・年金記録の取扱に関して細心の注意をはらい、将来にわたっての影響の重大さの認識を保ち続けることが甘くなっていたのではと思う。
3798	地方庁	その他(社会保険事務局)		膨大な件数に及ぶため、一挙に解決する方法はないと思います。台帳と電子記録の突合せ等を積み重ねるしかないと思われます。	存在を知ったのは5年位前。 当時は数少ない稀有なケースと認識していました。 現在は、非常に多くの年金記録問題(消えた年金等)が存在し、それは 社会保険庁(事務所)のずさんな処理(または恣意的処理)に起因するもの という認識です。	問題点について、年金記録を管理する年金番号が同一人物でも複数 存在したこと(基礎年金番号制度導入以前)。 被保険者自身がみづから加入、納付記録を確認することが困難であったこと。 (被保険者自身が簡単に確認できていれば、このような問題は発生しなかったとおもわれる。)

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3799	地方庁	社会保険事務所課長級以上		とにかく、特別便を的確かつ迅速に処理することが最優先だと考えます。	入力誤りや漏れなどはあってはならない問題だと認識していました。また、漏及改ざんについては、事業所を倒産させたくないという思いと、収納率の締め付けも原因のひとつではないかと考えていました。差押しないほうが楽だという業務怠慢的な考えはなかったと思います。	漏及改ざんについてですが、すべて現場任せに大きな問題があったのではないでしょうか。税務署は、税務署→国税局と収納に対するシステムがしっかりあります。社会保険は局はありますが税務署のそれとはまったく違います。組織全体として収納していくシステムが必要です。 差押に対して、結果として事業所が倒産しても仕方がないと割り切った対応をするようにはしていますが、非常に難しいことです。やはり、組織として共有意識を持って、組織全体で取り組まなければできないことでもあります。
3800	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		あってはならない問題だと思いました。 5000万件の未統合手番があるという、ニュースを聞き知りました。正確な時期は覚えていませんが、内部からではなくニュースの一報で知りました。	自分が携わっている業務全てが、お客様の個人情報に直結している、と考えながら対応するよう心がけました。 お客様の個人情報を取り扱う仕事であり、また、お客様一人ひとりの人生設計に直結している仕事である、という意識が薄かった為だと思います。
3801	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成13年4月に採用になってから、社会保険適用課に配属になったが、取得届の処理の際に手番の登録も当たり前のように行っていた。その頃より年金記録は完全なものではなく、何らかの届出の際に地道に確認するより外に無いなと思った。	年金給付課に配属になったときには、裁定の前に氏名検索を徹底してできる限り本人に確認を取り、年金記録の整備を行っていた。 基礎年金番号ができたときに徹底して国民に周知することにより、少しは今より改善できたのではないかと思う。
3802	地方庁	その他(社会保険事務所)	特段ありません。	現在示されている指針で進めていくのがベターではないかと。	時折、収録内容に不備がある記録があることは厚生年金適用係在籍時に経験があり、「オンライン記録のうち、台帳等との突合のうえ補正を要する記録がある」問題として薄いながらの認識でした。在籍していたのは平成12年度、13年度です。	裁定請求時、期間照会時にその都度補正をかけていくことで対応できると考えていました(正直、これだけの件数があるとはまったく認識していませんでした)。基礎年金番号への統合作業をより積極的に行う方策があればよかったのかな、と思います。
3803	地方庁	その他(社会保険事務所)			・社会保険庁から事業所、本人への周知、事業所の理解、事業所から本人への説明・連絡等のいずれか、もしくは全ての要因が重なり起きたと思われる。歴史の中でさまざまな法改正・救済措置がなせれ、制度が複雑化しそれを国民に説明し、国民に制度を理解してもらうことができなかったと思われる。	・複雑化した制度を理解してもらうため、例えば法改正があった際、該当する対象者の方にわかりやすく説明できてこなかったのでは。 ・この年金問題が出て関心が高まった今こそ、国民に年金制度を説明できる機会でもあり、若年の時期から年金制度を理解しておいていただく為、学生の頃から意識できるように、どんどん情報提供をしていく必要がある。そのひとつの方法として、現在行っている定期便がどのような成果を出すことができるか期待するところでもあり、また、その対応を続けていく中で改正点があれば検討、対処していき、問題が起こらないよう相互の認識を深めていければと思う。
3804	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	年金記録問題について、全てを解決することは不可能だと考える。 何をもって解決とするのかが不明確なため、まずは「年金記録問題の解決」とは具体的に何を示すのかを定めるべきだと考える。	採用(平成15年)後間もなく、基礎年金番号に登録されていない年金番号が存在し、年金記録を完全に管理できていないことが問題だと認識していた。	年金相談の際によく聞き取りをして年金記録に漏れがなくなるように対応した。 年金制度ごとに異なる番号を使用したことや、年金請求の際の確認が不十分であったことが反省点として挙げられると考える。
3805	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に現在の記録問題以外はわかりません。			
3806	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	とくべつ便や定期便の調査結果をできるだけ早急に回答すること。 マニュアルに則って、法令どおりの事務処理を行っていく。	早急に解決すべき、重大な問題である。 窓口での対応を真摯に丁寧に行い、信頼回復しなければならないと認識していた。 このような問題を知ったのは、最初の名寄せのとくべつ便が始まった頃である。	とにかく信頼回復を第一に、窓口や電話での対応で社会保険庁への印象が決まると考え、丁寧に対応した。全所体制でとにかく信頼回復を目指した。 オンラインに入力する際に、あまりにも適当に入力したことが反省点だと思う。入力後の確認作業を徹底するべきである。
3807	地方庁	その他(社会保険事務所)			新規採用で平成2年に適用課に配属された時に、会社や社労士からの取得届があまりにも適当でこのままでよいのか、将来年金受給時にどうなるのかと心配になった	当時からデータ管理はコンピューター化されており、取得登録をする時に氏名索引すると推測となるが同一人物と思われる記録がアップされた為事業所や社労士に問い合わせるも、本人が初めて就職したと言ってるとか、早く保険証が欲しいから新規交付して貰いたい。万一他手番が有れば後で重複取消届を提出するからと言われ個人のプライバシーも有りそれ以上は踏み込めず届書通りに処理する以外無かった。反省点・・・当時の研修等で議題に上げるも個人のプライバシーにも及ぶ為 こちらから明確な指摘も出来ない事も有り難しいとなった対策として後に本人宛に 疑重複による通知を送付するシステムができたのだが本人に年金に対する意識も薄く回答が少なかった為、その当時からもっと広報をしていくべきで有ったと思う。ただ、本人が就職に際し転職歴を隠したい、企業も転職者を嫌う傾向に有った時代背景も有り難しかったかもしれないが。 記録の補正を担当した際に紙台帳からコンピューターに収録した際に民間委託したと聞いたが、その際有り得ない読み仮名にて収録された記録が有り見つけ出すのに苦労した。昭和10,20年代に今の様にコンピューター時代になる事を想定しておいて貰うのは無理だったとは思うが出来
3808	地方庁	その他(社会保険事務所)	マイクロフィルムが古くて読み取りが困難。共済年金等もすべて社会保険事務所に調査が上がってきており、負担が大きい。	共済組合も独自に調査し解決させるべき。	平成19年、こんなに沢山の未統合記録が存在したことを、初めて知った。もちろん解決すべき問題であり、事務所職員一丸となって取り組むべきもの。しかし、この問題が起きてから、職員は辞めたりし、職員の数が減り、非職員の数ばかり増やし解決しようとするのでは処理スピードの限界がある。	自分の仕事を犠牲にして(ストップ)年金特別便の処理を行っている。 個別の案件としては、本人の記憶を基に、60年経った今になって早急に解決しようとするのは無理がある。また、件数が膨大になり、日々処理件数に追われていることを考えれば、一度に特別便を送るのではなく、段階的に時期をずらして、5年くらいで解決するような計画のほうが、現場職員の負担も少なかっただろう。オンライン化、基礎年金番号発足時にもこの問題は分かっていたはず。対応が遅すぎる。
3809	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在まで他課への応援方式で業務を送行してきた。反面体調管理も必要であり、いろいろあったが、協力することで送行すべきそ思う。	在籍期間は、長いが年金担当経験が少なく特に考えた事もなかった。国民年金の免除問題の頃から知りました。	法令遵守より他は、ありません。公僕意識も甘かったと反省しています。
3810	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	ひとつひとう体系的に地道にやっていくしかありません。	もっと早くに取り組んでいるべき問題。 入庁したとき(平成8年4月) すくなくとも、基礎年金番号ができた平成9年1月以降に番号をひとつにできるようになったのだから、きちんとするべきだった。そうすればもう少し国民の理解が得られたと思う。 当時は年金請求のときに確認を取るから、または年金手帳を本人が持っていないのは本ににも落ち度があると思っていました。 現在は、国の行っている制度ですので国できちんと管理しなければならない問題だと思っていま	窓口のお客さまひとりひとりと、きちんと向き合って対応しています。これからも、同じです。 風通しをよくすることです。どうせ予算がつかないから、とか思って改善してほしいことがあっても言えないことがあります。どうせが積み重なって、無関心になっているのかもしれません。 苦情や意見について、いままでどおりきちんと上まで届くようにしていただいて、それを分析すれば、問題点や改善点見えてくると思います。それを継続できるかどうかだと思います。
3811	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	庁から各事務所まで解決に向けて現在取り組んでいるように今後も地道に取り組んでいくしかないと思う。またそうでないと国民の理解も得られないと思います。	記録問題前にのぞき見や免除の問題もありましたが、非常勤職員の際新聞等で知りました。また報道等で知ったときは「まさか？」と言う信じられない気持ちでしたが、職員の方々が駅前でチラシを配布する姿などを見て、いよいよ大変な事態が起こっていることをひしひしと感じました。その後お客様からの問合せやご相談の中で、「以前手続きに言った際、加入期間が短いと思い尋ねたが詳しく調べてもらえず、今回の問題がおき、再び事務所を訪れると会社名と会社の住所ですぐに判明した」等々のご意見を頂き、国民の皆様に大変なご迷惑をおかけしている問題だと認	年金相談で多く寄せられるご意見等に対し、真摯に対応しご迷惑をおかけしていることに関し謝罪しました。またこの大きな問題に対して当然ながら職員が一丸となって問題解決に向けて取り組む必要があると思いますが、ここ数年の間に職員の精神的・肉体的な限界が来ているようにも感じられ、その悪循環が早期の解決を遅らせているようにも感じられました。
3812	地方庁	社会保険事務所課長級以上	旧台帳の払い出し簿の年金番号を入力すると、名前、生年月日、性別が何も入っていない手番が多数ある。	全国の事業所名簿、台帳がどの事務所でもすばやく検索できるシステムの開発。 名前等が入っていない手番を早急に処理すること。	基礎年金番号ができた時に、年金記録を統合するには何十年もかかると予想していた。	業務課、国民年金課担当時には年金番号が複数ある方は統合が必要であることを、会議等で周知していた。 「0800」の検索システムができるまえは、氏名索引等しかなく、わからないものは他庁照会しかなかった。検索システムの開発の遅れが反省点である。
3813	地方庁	社会保険事務所課長級以上		昭和30年前半までに資格喪失したのカセット収録済みの記録、1930万件について、早く入力処理を行ない画面表示されるようになれば、記録確認が迅速になるはずである。	記録問題が表面化した時に始めて、膨大な未確認記録がある事を知りました。	早く迅速に記録問題が解決する様、努力した。 全ては歴代の政府の責任である。 社会保険庁が創設された時には、既に数億件の記録が存在しており、社会保険庁によって膨大な記録の保全ができたと思っている。 記録問題は国からの予算がなければ解決できないのに、歴代の政府は何もしてこなかったのが、一番の原因である。
3814	地方庁	その他(社会保険事務局)				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3815	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。	年金記録問題については、平成18年度頃職場やニュース等で初めて知りました。 平成9年1月1日以前の番号が厚生年金と国民年金が別なことは知っていましたが、当時、直接窓口業務等を行ったことが無く、記録の統合の処理件数がどのくらいあるのか、分からなかった為、実際窓口対応等を始めて未統合の手帳番号の多さに驚きました。	対応方法については、一番にお客様一人ひとりに納得していただくことが大切だと考えています。一回の窓口で長時間かかったとしても全ての疑問に耳をかたむけ記録を探すこと、無い場合には制度を用いて説明し、納得いかない場合には、記録の調査を受け付けることを心がけていました。 やはり、窓口には何度か足を運んでいるお客様がいらっしゃいます。お客様の中には会社名を言っても前回探してもらえなかったという言葉を耳にすることがあります。やはり、そういう点から言っても一度で納得していただけるように耳を傾けることが大切だと思います。 記録が結びつかない原因としては、お名前のふりがなの誤りが非常に多いように思います。システムによって類似する氏名の方にはお知らせを送付できるようになりましたが、まったく知らない期間の情報が来たお客様を混乱させるようになります。 一番いい方法は何かとても難しい問題ではありますが、あと何年で解決するという問題ではないと思っています。 もちろん年金記録の問題は2年で完結させるとの大臣のお言葉がありますので積極的に取り組んでいきますが、急ぐことで誤りは増えると思います。お客様から提出された書類については急いでまだ結びついていない手帳番号については、じっくり時間がかかったとしても解決していく必要があるものなので丁寧な文書、丁寧な対応が年金記録問題の解決へ一番の近道だと思っています。職員の人数も限られていますし、数をこなすのではなく一人ひとりに納得していただける対応をしていきます。100名に納得していただいても1名の方に納得していただけなければ年金記録問題が解決したとはいえないと思います。
3816	地方庁	社会保険事務所長	ありません。	記録問題解決策の対応方法として、各項目ごとに集約して処理を集中的に実施すべきと考えています。	平成18年ごろであったと思います。	当時、統合帳記録とコンピューター記録との不一致が大きな原因と思っていましたから、再度、全件の見直し、再チェックが必要であると考えていました。
3817	地方庁	その他(社会保険事務所)	上記の問題以外は、知りません。	一つ一つ確実に確認していく。	読み方、旧姓のままになっているため。 2年ぐらい前。	今後も旧姓と職歴確認を、行っていく。
3818	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	職員の大幅な増員。 被保険者や年金受給者に対して、社会保険の情報と本人の記憶や記録のさらなる情報提供の呼びかけ。	自分や事業主が納めているにもかかわらず、年金がもらえない、本来もらうべき人の手に支給されていない、正直者、まじめな者が絶対損をしてはいけない、と認識。 2、3年前。	消えたと言われる年金記録をその時、その時懸命に探しだし、見つけられない場合でも、一定程度、自分もお客様ともともに納得できる、していただけるように努めた。 めまぐるしく変わる状況のなかで、自分の知らない情報をうまくいかすのに、時間がかかってしまった。
3819	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	人員を確保して、早期に解決するべきである。	社会的な問題であり、個人の財産(生活)にかかわる大きな問題である。 いつ頃知ったかは、不明確である。	1件でも多く解決できるように、時間外において事務処理に努力した。 もっと早く解明して、解決すべき問題であったと思う。
3820	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3821	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録の業務がいかに複雑且つ年齢に対応して適用する法令等も様々あるという事。一般的な報道では記録問題について取り上げているが、法令等の改正の内容等はあまり取り上げておらず、実際に勤務をしてみて改めて複雑さに気づきました。	各現場レベルでの実践を伴う研修を行い職員の知識の向上及び、制度の簡素化が出来ればと考えます。	年金に関しては将来、貰えるものとして認識しておりましたが、年金記録問題がマスコミで騒がれるようになってから初めて知りました。	以前、年金番号が、1人に対していくつもあったり(なくしてしまった事により)してとてつもない数の年金番号が宙に浮いてしまった事が反省点と考えます。制度を固めるときにあらゆる事を想定出来なかった結果だと思います。
3822	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にございません。	しっかり業務に取り組めば、かなり解決するはずだと思います。	担当だったので、ただただ業早く処理するだけでした。	場所や課、係の枠にとらわれず、真面目に取り組めばある程度解決できる問題だと考えます。縦割りで仕事しすぎだと思います。
3823	地方庁	社会保険事務所課長級以上	現在年金問題解消に向け、市区町村が保有する情報の提供依頼を行う作業が始まってます。 現在記録が特定が本人と特定できていない事例として年金無関心者に関する記録が多数存在しており、この解明には本人の協力が欠かせないところであります。 しかし、生活保護受給中などの方は、非常に関心が薄い状況もあります。この、生活保護の事務担当職場は、市都は市町村役場・町村都は県福祉事務所となっております。 生活保護の申請認可にあたっては多種の調査が行われた上決定となる関係上、福祉事務所担当課には、職歴・過去住所および過去の調査等で判明した手番(基礎年金番号統合・移項前番号)の記録を保有している場合が多く、社保事務所等への照会にもこの番号(基礎年金番号統合・移項前番号))等が記載され照会(生活保護法41条)が行われる場合があります。 今回の協力要請は、市区町村となっておりますが、町村都の生活保護担当課は都道府県福祉事務所とされております。都道府県にたいしても市区町村に順じた協力要請の実施は行われないのでありあましょうか？	現在生活保護担当課よりの照会文書に、「記載年金番号以外に年金記録があれば連絡を」との照会内容がありますので、同姓同名等で「ねんきん特別便照会情報」画面に番号表示が行われているもの等については、福祉事務所宛「○○年頃××県で厚生年金加入の有無の調査をお願いします」等福祉事務所宛、回答文書に合わせて調査をお願いしております。法令の枠を超えて情報提供は困難ですので、たとえば、福祉事務所より逆に照会を行っていただき回答・調査依頼及び協力を得る方法等が考えられるのではないでしょうか？ この福祉事務所の事例では、福祉事務所も年金加入期間・年金受給可能性等の確実な調査を検査院等よりの指摘を受けている等の情報があります。保護は他方優先の考え方より、年金記録判明により年金額の増額・受給権発生等が行われる場合などについても同様ですので、協力要請に方法によっては福祉事務所等との利害の対立？はなく比較的協力を得やすいのではないでしょうか？また、保護費は市町村税よりの持ち出しがある関係上か枯損市町村もがんばって調査している様子です。	未統合手番の存在は業務上聞わりがあって知っていたが、未切替台帳の存在は「その存在の可能性としてさえ考えた事」さえなく、オンライン記録に収録・切替済と認識していた。 未切替記録の存在は年金問題等の報道により知った。通知等での周知連絡が行われたのはそれ以後であったと思う。	未統合手番に聞しては、年金該対応時等には積極的に未統合手版番号の統合・基盤振番作業を実施していた。また、国民年金担当時には市町村より資格照会等が行われた場合は、市町村窓口にて本人確認を行い聞係報告を通じてた積極的に手番収録作業を指示した。 現在は、ねんきん特別便対応にて他の職員と同様統合・振番に精力的に対応している。 反省点としては、基礎年金番号事業進捗を庁の指示対応にまかしており、現場としての意見要望等を行わなかった点であろうと思われるが、当時はそれが可能と思われる体制ではなかった事も事実であり、その点から言っても指揮命令に従い年金事業に従事していた現場職員に対して、現時点でその事に聞する反省点を現場職員に求められるのは非常に不合理ではないかと考えます。 未切替台帳問題に聞しても、地方窓口担当者としては可能な限り年金番号統合作業を実施従事して来ていますが、厚生年金未切替台帳の存在さえ周知されていない現場職員に、その未切替が行われていない事についても、同様に反省点を求めるのは非合理ではないかと思います。 「知らなかった」のであれば現場職員の知識不足との話もありますが「知らされたいなかった」のであれば不可抗力ではないでしょうか？ 個人的に、基礎年金番号導入時に住民基本台帳番号導入を図ろうとしていた総務省との競争関係が生じていたとの報道を覚えていますが、この事について今回の問題となった要因の一因としての問題点として検討はされているのでしょうか？
3824	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。			
3825	地方庁	その他(社会保険事務局)		基礎部分を全国民に満額支給する。	裁定請求時に記録整備すればよいと認識していました。 入社時から認識。	個人単位で対応できる問題ではないと考えていましたので、特段の対応はできませんでした。 基礎年金番号導入時に問題解決が図られるべきであったにも聞わらず、十分な対応がとられなかったこと。 国民に丁寧な説明がなされているとは思えず、いたずらに不安を煽る報道が目立ち社会保険庁として不安解消のために広報活動を行うべきだった。 以上が反省点と考えております。
3826	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	最優先課題としての認識を全員持っているこの時こそ、全職員で、一気に解決する	平成19年5月頃	その時点では、事務所在職ではなかったため、意識は薄かったです。 もっと早急に職員一人一人(自分自身を含めて)が共通の認識を持ち、 全職員で取り組んでいたら、早期解決ができたと思います。
3827	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。		私は、民間にいた時に報道で毎日のように取り出されていました。 そのとき問題があることを知りました。 ここに任期付で採用され、なにもわからないですが、事務所は、人が押し寄せ、 電話は鳴り止まず、怒声や驚声を、入ったばかりの私にも給料泥棒だの、お前のせいだなど、とにかくものすごい状況でした。 途中から入社したせいか、私は、この問題を、当時の職員、当時の制度の問題、当時の事業主の問題、もちろん当事者還の意識不足の問題、と考え、 この機会で、聞心、認知するよい機会と思っています。 もちろん、社会保険事務所の不正については、重大と考えます。	もちろん、社会保険事務所の一員となったわけですから、説明責任、記録の整備など、当人の人生にかかわる仕事ですので、相手の立場になって対応するように心がけました。外部、内部どちらの言い分もわかるので、今できること、 対応できることを、聞き入れ提案してきました。 反省点として、記録の問題は、簡単に誰でもできる話ではなく、経験と、知識 がないと説明、調査できるものではありません。 しかし、経験者、知識ある者は、各事務所にそんなにはいないので、特別便の 調査、回答が遅れるのは必至です。
3828	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に思い当たりません		オンライン上で分からない記録はないものと思っていたため、消えている記録があるとは思っていなかった。宙に浮いたとされる統合されない記録は、年金制度が申告制であったことから問題ないものと認識していた。この問題が報道されるようになってから知りました。	自分の記録がないとされるお客様の訴えには、どこかにもれた記録があることを前提に対応しました。社保庁が持つすべての記録がどのように管理されているのかすべての職員に早く周知されているべきでした。
3829	地方庁	本庁課長・室長・企画官以上	ありません。		届出どおり処理していればあり得ない事と思っていた。テレビで報道されたころから	お客様の意見聞く
3830	地方庁	その他(社会保険事務局)			大切な年金の記録がきちんと整理されておらず、受給する年金が少なかったり、年金がもらえなかったりと、各個人にとってはとても心配された問題だと思います。 こんなにも多くの記録が登録されていないのを知ったのは、この問題が世間に報道されるようになってからですが、相談業務で氏名検索をすれば、当たり前のように手帳番号はでてきていました。なぜ、登録されていないのか、いつも疑問に思っていました。	相談業務では、徹底的にお客様から勤務履歴を聞き、空白期間や、旧姓などあらゆる手がかりを聞き出し、調査しました。 生年月日や漢字違いなどに気づかず、記録が登録されないままになっていたので、出来る限りあらゆる方法で調査できるよう職員みんなが、スキルアップすることだと思います。
3831	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に存じません。	年金記録の正確な登録と保持について厳格に管理することが必要だと思います。 職員の倫理研修はもちろん、事業主の意識啓蒙も引き続き重要です。 お客様に対して、定期的なわかりやすい年金記録のお知らせを徹底することが 一番肝要だと思います。 地道に信頼回復するため、仕事をするだけだと思います。	年金給付に聞していえば、本人の年金記録についてシステムが不十分なことで 申立てに対して必要な記録精査もできないままで裁定したり、職員自体がお客様に対して基礎年金番号が導入された以降も記録統合を年金裁定時で いいと伝え、記録整備がなかなか進んでないなど対応がまずいことを問題と認識しています。 適用に聞しては、標準報酬の改ざん問題など全国的にありますが、保険料収納率などの数字に目がいって、お客様に向かう業務ではないと思うこともありました。	年金給付についてはなるべく年金記録の早期整備を図るため、年金期聞照会業を早めに相談時に提出するようにしたり、記録統合を進めたりしています。 年金の記録についてお客様から質問があれば、丁率にお答えするようにしています。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3832	地方庁	その他(社会保険事務所)		一件ずつ地道に、且つ着実に解決する以外にない。	基礎年金番号制度が導入された時点で統合ができない(できていない)記録 が山積されることは事前に分かっていた。	住所による記録の管理が成されてない以上、聞き取りも含め本人の申し出を 最大の手掛かりにする以外に方策はない。 現場では可能な限り本人の記憶を呼び覚ます対話を心掛け対応しているが、 高齢者相手ではその作業すら効果を上げないことも多い。 自画自賛になるが、名寄せなどを含め調査の対象にすらならなかった記録を 何件も見つけ出しているのは現場の職員です。 逆に、名前や生年月日が一致しただけで統合された記録も多く、別人の記録 が統合統合されていても、本来の持ち主が判明していないだけで、偽者を本人 だと認定している記録もある。 そもそもの問題は、一人で複数の番号を持つ被保険者の意識の欠如と、その ことに対処できなかった現場の手落ちと、それらに対する適切な対処法および 解決法を示せない監督庁の不手際と、問題解決に際し期限の指定だけで、 具体的な方策や支援を行わない担当大臣の無能が最大の反省点である。
3833	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません	日々の業務と完全に隔離して処理する	採用3年目ごろ	見つけたものは適正に訂正するよう努めた システムが悪い
3834	地方庁	社会保険事務所長	コンピュータが普及した現在から見れば過去の記録は不備なものにみえますが、その時代ごとに現場の職員は最善の事務処理をしてきたと思います。 改竄ではなく、申請時における本人や事業主の記載誤り・錯誤、台帳のインクのにじみ、違着のためによる判読不明等様々な理由も考えられます。 また、年金額が増える事例がクローズアップされていますが、結果的に減る事例や、場合によっては裁定取り消しになる事例も多々考えられます。明治大正生まれの皆さんの記録は、厚年と国年の重複期間がかなり想定されます。	例えが合うかどうかわかりませんが、中国残留孤児の皆さんの問題と類似しており、該当者が高齢化しているので、益々困難を極めるものと思われます。 当面、今回市町村に情報提供をお願いした皆さんについては、人的配置をして戸別訪問を実施し、それなりの結論を出すことと思います。 それでもわからないものについては、請求権を剥奪するものではありませんし、時効特例の制度もありますので、可能性は低くなりますが、ご本人の請求を待つということで、一段落したらと思います。 なお、インターネット・テレビ等での情報提供は、なりすましや錯誤の危険性が伴うので希望しません。 しかし、仮にすべての記録が解明されて信頼が回復されても、将来の年金財政が確約されるものではありません。持ち主の解明と併行して、遡及支払いの財源措置(たとえば、第三者委員会によって復活した記録に係る支出や利子の支出は一般会計からするとか)や、将来の年金制度の構築の議論を全国民でしていくことが最も大切と思います。 最後に、8．5億枚の台帳の突合については、かつて事故リストで記録整備をし、台帳は直してな	未統合の記録があることは以前から認識していましたが、58歳の事前通知や裁定請求時における窓口での確認指導により、一定の件数は順次統合されるものと認識していました。	自分自身、年金給付課在籍の際は、疑重複があれば、「ほかにありませんか」とご本人に確認していましたし、夜電話をいれたこともありました。 一因として、社労士や金融機関の担当者が代行して手続きした際は、最低限の受給権を満たしていれば、それ以上の追求をしなかったことが考えられます。本人が窓口に来れば確認できますが、代理人は手続きから支払いまでの時間を短くするため「ほかにはありません」ということで深く追求しない方もいたのではないかと思われます。 旧台帳(カセット)については、ずっと以前に開いておくことができたと思われることです。 また、基礎年金番号ができたときには、早めに未届出者の勧奨を実施するべきだったと思います。 そして、各種会議の議題や事業計画作成時においても、保険料収納率の話がメインで、年金受給権確保はタイトルがあっても予算的措置がされていなかったのも反省点だと思います。
3835	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし			
3836	地方庁	その他(社会保険事務所)	カセット記録によりオープンされていない記録がまだまだたくさんあるように思います。	カセット記録についてはいち早く旧台帳をもとに記録を収録し、ご本人に何らかの形で提示しなければならないと考えます。	年金記録問題は、年金番号を複数払出したこと、名簿からコンピュータへデータを移行させるときのミスなど、複数の要因が重なった人的な原因が大きいと考えます。この問題に知ったのは、年金記録問題にたずさわった2年前ごろです。	現場にいるものとして私は、ご本人様に記録(職歴)をできるだけ思い出していただくことと、名簿との記録の突合により、WMと名簿の相違を一件でも多くなくしていくことをこころがけながら対応していました。数年前までは記録問題について認識してなかったので、裁定請求時もれや間違いがある記録は全て確認されているものと認識していたことが反省点です。
3837	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	1つ1つ丁寧に記録を確認していくことがまず第一ではないかと考えます。そのうえで、現在でもすでに検討されておられると思いますが、お客様が自身の年金記録を確認しやすい環境を作っていき、それらを広報して知ってもらうことが重要だと考えます。	年金記録問題については、国民の既得権・利益を優害する重大な問題と認識しています。また、年金記録問題を知ったのは、報道がされた平成19年6月頃からです。	年金相談や記録相談時などの記録確認の強化をまず行いました。また、戸別訪問などを行い、年金記録の確認を行ったケースもあります。反省点については、1つ1つの業務の丁寧さが欠けていたことが今日につながったと思いますので、今後は以前よりもさらに丁寧な業務を行うよう心がける必要を感じています。
3838	地方庁	その他(社会保険事務所)	現時点で私の知っている問題は、全件公表済です。		国民のみなさんの今またはこれからの生活の糧となるものなので、記録に誤りがあるないにかかわらず、真摯に対応・説明(謝罪)をしなければならないと考えた。 5,000万件が発覚したあたり	まずは国民の皆様への謝罪、早急に年金記録の正常化に努める旨説明し、親切・丁寧に対応した。
3839	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金の加入を当時本人が名前を変えたり生年月日をかえ加入していたものなのに、私たちだけの責任になっていること。	こういう事例があることも報道し、本人に思い出してもらい問題提起してもらいたい。	年金記録に間違いがあるとは思っていなかったし、宙に浮いた年金なんて 存在していることさえ知らなかった。問題」が報道されて初めて知り、信じられなかった。	いままで自分がやってきたことがなんだったのか、すごくショックでした。 私一人ががんばっても思わず、私だけでもの精神で接客してきたが、 窓口や電話では怒声をあびせられ、殺されるのではないかと日々すごしました。 社会保険庁は隠し事せずに、きちんと私たちに説明をしてほしかった。今後は きちんと説明を願いたいし、窓口対応のない本庁の方々にどんなに大変なのか 知っていただきたい。なんでもやりますといって後処理はすべて事務所に回すのはいかがなものか、現場の声を聞いていかないと、国民の信頼も取り戻せないと思う。
3840	地方庁	社会保険事務所課長級以上		60歳未満の方に対する充分な広報を実施し年齢の高い方から優先的に調査をするべきと考えます。	オンラインによる検索が昔の記録になるとカセットによりみられず調査が非常に不便であり、充分な調査は難しいと裁定業務を行っていた先輩から話を聞いた事がありました。 また、昔の記録を確認するためには、当時の人に聞かないとわからない事が多く、当時の人がいなくなったら調査が不十分になるのではとも思っていました。 年金記録に誤りがある事は承知していたが、裁定請求時には確認されて誤りは解消しているものと思っていたので、裁定済者の誤りが多い事は今回の記録問題で対応するまで承知していませんでした。	過去の記録を調査するうえで、当時の取扱がわからない事が多く、過去の記録管理方法を推理しながらの調査になったものがあり、過去の文書管理が充分ではなかったことは反省点として挙げられると思います。
3841	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		全ての被保険者台帳及び市町村の関連する名簿と戸籍、住民票(配偶者含む)の突合しか出来ない。記録漏れは第三者委員会の判断に委ねるしかない。	年金記録問題は単なる統合漏れから、意図的な改ざんまであると思うが、他県での改ざん報道を見るまで知りませんでした。	記録問題については事務所全員がサービス残業を行いながら積一杯解決にむけ対応しています。 1)制度上の問題 法律上事業主が正しく届出を行うことや被保険者へ通知することが前提となっており、正しく行われていたかを確認することが出来なかった。被保険者においても申出により処理を行うため、複数の番号払い出しや偽名での申請等想定をしていなかった。 2)事務処理やシステムの問題 フリガナの登録や住所収録等が行えていなかったり、時代背景もあるが全国や制度ごとの記録情報の共有化が出来なかった。市町村段階においての不備があることも確認できなかった。 3)ヒューマンエラー 人為的ミスの防止が不十分だった。 4)広報の不足 年金教育も含め情報が十分周知できていなっかた。
3842	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	地道に訂正記録を発見し、訂正していく。	基礎年金番号以外にも別手番をもっている方がいる事は分かっていたが、最終的に裁定請求時までに統合されればよいと考えていた。 また、裁定請求時に本人の記憶がない別手番の取り扱いは、担当したことがなく良くわかっていなかった。	基礎年金番号制度により、疑重複調査の徹底を図っていけば、この様な問題は今後起きないのではないか。 また、過去記録(喪失ファイル)の整備を行う中で、記録内容の確認・徹底を図る必要があると思う。
3843	地方庁	その他(社会保険事務所)	知っているのは世間一般に知られている問題以外はありません。	事業所への調査を頻繁にする。	年金記録問題は早急にやらなければいけないものと認識しています。 また、存在自体は入社前から、問題の詳細は入社してから知りました。	少しでも早急に解決できるようにと、11月の休日出社でデータのチェック作業をしました。
3844	地方庁	その他(社会保険事務所)		根気よく対応を行っていくしかないと考えます。 また、年金に対する知識不足からトラブルとなることが多いと考えますので、年金事業への理解を周知していただけるよう努力がひつようです。	問題を知ったのは、昨年です。起きてはならないことですが、処理の都合上、不備が起きてもおかしくない状況には合ったと考えます。	丁寧な処理、丁寧な対応、ひとつひとつきちんと行っていくことが大切だと考えています。
3845	地方庁	その他(社会保険事務所)	「消えた年金」であると、申し立てを行うものの中には、本人の思い違いによるものが多数あり、中には悪意を持って虚偽の申し立てをしているとしか思えない事例も少なくない。しかし、そのような場合でも第三者委員会から記録訂正の命令が行われることがままある。 例:国民年金加入手続き以降、欠かさず納付している方で、加入手続き以前の期間についても納付していたとする申立が行われる事例。 年金手帳の払出簿の日付より、実際の納付が行われていないことは確実であると思われる また滞納事業所の事業主・役員の報酬改盗問題で騒がれているが、逆に保険料を滞納しておきながら、実態にあわない高報酬を設定している悪質な事業主も存在する。差し押さえするべき財産もないため、こちらの処分など怖いものなしであり、来所命令もなんのそのである。これほど悪質な事業主に対しては滞納時までさかのぼって職権喪失させるのが社会正義にみあっていると思われるが、世間は社会保険庁がすべて悪いということだけで思考停止しており、納付も行わず年金を受給しようとしている人間がいることが明らかになっていない。	年金は確実に納付と受給が対応していなければならない。 知識のある職員の意見を尊重し、どれだけ期間が空白期間が短くとも、明らかに納付していないと思われるものは断固として却下していくべきである。 また、事業主・役員に限っては、滞納期間についてはカラ期間扱いとし、年金金額に反映させないようにするべきである。	かつての職員が問題を先送りにし、責任感が弱かったために引き起こされた、あるいは現場が問題を認識していたとしても、その声を中央の人間がまともに対応しなかったために起こされた問題であると認識している。 給付課に在籍したこともなかったため、未統合のまま放置されている記録がこれほど膨大であったと知ったのは、報道が行われたころである。	自らの問題であると認識し、職員の激減で通常業務にも支障がある中でも、さらに年金問題についても真摯に対応した。 大きな問題であるにもかかわらず、職員を減らし、処分を行い世間のうっぷんをはらさせることばかりに重点をおいていて、本気で問題を解決しようとしているとは思えない。 もっと職員を増やし、専門的に対応する人間を作るべきである。現在のように通常事務の片手間に行わせるようではいつまでたっても解決しないt。
3846	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	特になし。	過去の問題を先送りしてきた結果が、現在、国民の信頼を損なうような大変な事態になっていると認識しています。また、このような年金記録問題について認識したのは平成19年頃です。	職員一人一人が、年金記録に関わる仕事の重要性を常に認識できるような組織風土を研修等を通じて作り上げる。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3847	地方庁	その他(社会保険事務局)	知らないと思います。	現在、特別便や定期便のために、たくさんの方から記録確認のための書類をご提出いただいており、その調査や補正のために大勢の非常勤職員を雇用しているが、古い記録を追う精緻な作業は経験も、責任感も乏しい非常勤職員にはなじまないのか、正しい調査が行われていなかったり、せっかく調べた記録が正確にデータに反映されていないケースが多々みられるように感じる。この問題の解決には、長年社会保険事務所で勤務した熟練した正規職員の存在が不可欠であり、非常勤職員や任期付職員で代わりがきくものではないというのが、ここ数年の状況をみての感想である。過酷な労働環境に耐えられず職員が次々に退職していく現状を改めていかなければ	「宙に浮いた年金」という言葉をマスコミ報道を通じできいた頃から。 それまでは、年金裁定時に手番がないか確認するのが当然と考えていたし、もれなく統合するため、丁寧な対応が必要だと感じていた。ご本人が「思い出せないからもういいよ」などといわれた際は、なんとか確認する方法はないものかとはがゆい思いをすることもあったが、仕方のないことだと思っていた。 実際の台帳とWMの記録の相違については、そんなことは基本的にないことだと思っていた。	マイクロや旧台帳との記録の突合など、まったく当時のことを知らないものには、かなり難しい作業であるが、熟練職員の指導を受けたり、手作りのマニュアルを活用して取り組んできた。むかしの記録に関する資料は現存しないもの多いだけでなく、複数の台帳を平行して読み解く必要があったり、書いてない事実を推測したり、素人には難解すぎると思う。もっとシンプルな記録保管システムを構築すべきだったのではと思う。
3848	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	やはり、マンパワーが必要です！ 人がやみくもに多ければよいというわけではないが、(勿論、多いにこしたことはないが。)年金の歴史(法律の改正等)を知っている方は必要です。 国語力がある者。これは、本人へ通知する回答書文面は、一定のパターンはあるものの、やはり一人ひとり違う文面となりますので思考力を発揮できる方必要です。 申出者本人へ送付する文書となりますので、誤字脱字等のミスは絶対にやってはいけないこと。 現在も進行中ですが、大まかに説明しますと、申出内容を確認する者→回答文書を作成する者→作成した回答内容を確認する者→決裁する者という流れ作業でやっております。ミスなく、それと遅れている調査を早急に処理するには、やはり多くの人の力が必要です。	年金記録問題は、他人の責任とするわけではないが、先駆職員が残した不の遺産と考えます。 例えば、年金裁定時に職歴等をどこまで確認して裁定業務をおこなっていたのか疑問に思うものが多々見受けられます。 年金記録問題が発生した時点では、仙台東社会保険事務所の国民年金係に所属しておりました。	私の対応は… 今回の問題は、仙台東社会保険事務所の国民年金係に所属している時に発生しました。 国民年金の納付記録等が相違している者からの申出は、即、市区町村等に文書照会をおこない、記録判明、未判明についての本人回答を出しておりました。また、特別便で来所されたお客さま対応としては、国年厚年手番として管理されている記録なのか、あるいは、旧姓で調査しなければならないものなのか、等々、来所された方の不明となっている記録を探し出し1円でも多く年金を受給していただくため日々奔闘しておりました。 この記録問題の問題点は、国民皆様のほぼ一斉に特別便を送付したことにより、事務所等の窓口が大混乱(来所されたお客さまに多大な待ち時間を与えてしまったこと)したこと。多くの事務所等でキャパが相当超え、職員のモチベーションがダウンし、通常業務に支障をきたしていたと思います。これは、多分、マスコミ報道だかなりあおられた面もあったかと思います。
3849	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金のマイクロは、死亡者分は引き抜かれているので死亡一時金の受給有無等が確認できない。	すぐに解決できる問題ではない。民間人ではなく機構に採用されなかった方を採用すべきだと考える。一朝一夕に身につく知識ではなく、長年の経験が生きてくる問題だ。あれこれ推測するよりも、その当時を知る人間に聞くのが一番早い。	入ってすぐ。手番の存在を知った。基礎年金番号を導入した際に、しっかりしなかったのが問題だ。	取得処理等入力の際に気づいた手番は、本人に連絡し統合処理ができるように対応した。問題としては、年金給付請求の際の本人照会の調査が不十分だった。
3850	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	そんなに件数があるとは思ってもいなかった。 マスコミが騒ぎ出した、おそらく平成19年のころだと思います。	誠意をもって、また親身になって、被保険者と接し、 問題解決をしようと思った。 これまで、基礎年金番号が発足して十数年、 取り上げられるまで何もしなかったのが原因と考えるが、 それまでの年金番号付番処理に問題がある。 (二重払い出し等)
3851	地方庁	社会保険事務所長	ありません。	迅速に、正確に1件1件を処理する。	年金記録問題がマスコミ等で騒がれだした頃。	真摯に受け止め迅速に処理を行なっている。 宙に浮いた記録があることを、知っていた方はみえると思います。 その方が、言い出ししやすい職場であればよかったと思います。
3852	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。		平成9年にこれまで別々であった、国民年金と厚生年金の手帳番号を、基礎年金番号に統一した際、ほかに手番があるにも関わらず、お申し出されなかった方が、宙に浮いた年金の原因のひとつだと思います。また、裁定請求のときに入念に履歴を調書できていなかったことも、問題であったと思います。 問題について、認識したのは、報道等で知りましたので、ここ2～3年ほど前であったと記憶しております。	お客様の話をじっくり聞き、090や010の氏名検索や080のマイクロを確認するなどして、出来るだけ失われた記録を見つけようと努力しました。 反省点としては、平成9年の基礎年金番号が出来たときに、他手番がある方でこちらで把握できているものについては、そのときにきちんと後追いやご案内、勧奨すべきであったと思います。 年金請求時に記録を探せばいいと、問題を先送りしたことが反省点であるとおもいます。
3853	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない		わからない	
3854	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	・厚生年金では事業所が加入していなければ厚年加入とならないが、会社勤務＝厚年加入といった誤解や、国民年金ではすべて社会保険事務所に支払っており(平成14年から社保扱い)記録がないのはおかしい、昭和61年3月前が3号になっていないなど未だに誤解が多い。制度(変遷)説明用のパンフを作成し周知をおこなう。 ・マスコミで報じられていることで、正しくないものは正しくないとする対応をする。 ・地道にマイクロなどの照合作業を行う。 ・被保険者等からの問いあわせに丁寧に説明等を行う。	今回で知った。採用時にはオンライン化されておりWMの記録がすべてと思っており、データ化されていないものがあること自体に驚いた。	・その場しのぎで行われてきたことが問題。
3855	地方庁	その他(社会保険事務所)			大きな問題だと認識してます。 記録問題発覚時より、現在の年金の裁定請求書の審査センターにおりますが、本人か不明な手番あれば照会としています。 WMに登録されてない記録等の存在は、報道・事務連絡等で知ったため、記録問題発覚時に知りました。	本人記録確認の徹底。 請求書の職歴欄の記載、加入した事がある制度の○の有無等、本人の職歴につながるような部分は確認した。 初期対応での確認を徹底する必要があると思います。そのためには、WMで職歴がすぐ確認できる状態になってる事が不可欠ではないでしょうか。厚年記録が全て0で入ってるもの等、正しく整備されるべきだと思います。
3856	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	ねんきん特別便ならびにねんきん定期便の回答票について、的確に記録の調査を行い、出来るだけ短期間で回答するよう努めなければならないと考えます。また、現在進められている紙台帳の電子画像化による検索システムの活用により、コンピューター記録と紙台帳の突合せを実施し、全ての被保険者・受給者について年金記録の確認を行う必要があると思います。	年金は国民の老後の生活を支える必要不可欠なものであるため、年金記録問題は徹底的な調査と被害者の救済、および今後の再発防止策の確立が必要であると認識しています。 問題の存在を知ったのは平成19年2月～3月頃でした。	年金給付課に所属していましたので、年金相談窓口や電話照会において、主に受給者の方のねんきん特別便に対する照会についてわかりやすい説明と丁寧な表現を心がけて対応しました。 また、記録が判明した受給者の方について、記録補正ならびに再裁定報告書の進達を速やかに行い、年金の支払までの所要期間の短縮に努めました。 ただ、問題の早期解決のため、ねんきん特別便の取り組み期間が短くならざるを得なかった事と人員不足により、お客様からの照会が集中し、電話が繋がり難くなったり、相談窓口の恒常的な
3857	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成19年6月の第2土曜日の閉庁日の前に宙に浮いてる年金問題が国会でとりあげられた。そこで年金記録の問題を知った。 実際土日に来客の数が300人以上見えた。当番の職員ではとても対応できず急遽職員に連絡して、応援体制がかかった。 その後平日についてもしばらく来客の数が途絶えることなく通常業務は日中前面ストップ、時間外になってから業務を行うようになり、その後土日夜間と相談体制となった。一時第2土曜だけになったが、20年4月から年金特別便対応として再び毎週土日夜間が閉庁となり窓口対応に追われた。 現場は人が削減、退職している中窓口対応、通常業務は中止など記録問題でおわれ解決するように頑張っているのに、解決がみえてこない。 人がバタバタ倒れていく状態で現場は精神的にまいっています。 国民全体にかかる問題なので、早期に解決できるよう切に願ってます。 来客対応マスコミ報道の影響が、そのまま国民の声にはねかえってきている。	
3858	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	特になし	古い力セットなどすぐに判明せず、同じ人物との確認は、非常に時間がかかり 大きな作業だし被保険者等の協力なくしてはできないと思った。 年金記録問題が話題となってから、知りました。	来所された被保険者等の対応に注意をはらい少しでも昔のことを思い出していただくようその期間ごろに起きた事件などヒントなどで対応した。 基礎年金番号に附番したときに、もっと広報して特に若い被保険者の記録の統合など整備できたと思われる。
3859	地方庁	社会保険事務所課長級以上				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3860	地方庁	その他(社会保険事務所)	脱手期間の厚年手番と脱手を受けていない厚年手番を登録した、 (本人は脱手受給を覚えている) 脱手支給日が厚年加入中の為、業務センターへ補正依頼、 補正完了後の記録は脱手を受けていない期間として補正されていた (本人は脱手受給を覚えている) 業務センターに確認するが、これが正しい補正方法との回答 現在、脱手期間を脱手受給無しとなり再裁定が行われている (本人は脱手受給を覚えているのに・・・) 加給の過払い 加給漏れ 振り替え加算の付きもれ これらの問題は日々目にしていますが、テレビ等で面白く放送されれば 問題扱いになると思います。	本人の申立てがあれば、脱手記録として登録する	年金記録問題は大変な問題と認識しているが マスメディアの過剰な放送、不安を仰ぐ放送、いままでの制度改正を踏まえた正しい放送をせず、部分的に放送することに対し社会保険庁は何もしていないように見えた、そのことには疑問を抱く 知った時期は記録問題が話題になった頃	相談に来られた方には不安解消、疑問解決に真剣に努めた 当初、再裁定には6ヶ月程かかる、 との指示がありそのようにせっつめいしてきたが、6ヵ月後再裁定されていない 一年以上もかかってきた (現在は簡単な再裁定はすごく早いですが・・・) これは庁の見込みの甘さにあると思います 再裁定担当課の人員増加時期を見てもわかります 反省点対応が遅いです 説明の内容に含みをもたせているため 高齢の受給者はもちろんですが、現場、最前線の職員でも 庁(業務センター)からの文書は読んでも理解できません 反省点表現に含みがあるため理解できません 体制が不十分な中でスタートの為、指示がコロコロ変わります 窓口・電話相談では、以前はそんな説明は無かった、嘘つきと云われ 信頼されません 反省点見切り発車
3861	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。			
3862	地方庁	その他(社会保険事務局)				
3863	地方庁	その他(社会保険事務所)			国民の生活基盤に関わる重大な問題だと認識しました。4年前ぐらいに知りました。	一刻も早く国民の信頼を回復するために、国民の立場にたって迅速かつ正確に年金記録問題の解決につとめようとしました。この問題については、職員の長年の意識の持ち方と年金記録の管理に問題があったと思います。
3864	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ありません。	未統合の番号が5000万件あると報道等で聞いてその存在を知りました。このような記録問題があるとは認識していませんでした。	本庁からの取扱要領のとおり対応しました。 紙台帳やマイクロの記録がすべてWMに入力されていなかったこと。 また、WM入力時に入力漏り等があったこと。
3865	地方庁	その他(社会保険事務所)		ある程度緩やかな条件で、本人申し立てを認めていく必要があると思う。	基礎年金番号導入時に先が危ういとは思っていました。 ただ、過去記録に問題がある人の数がここまで多いとは思っていませんでした。	社会保険庁だけで何とかしようと長い間取り組んできたことがまずかったのではないでしょうか。 また、現在の社会保険の適用について、労働保険との整合性が必要であると思います。 法人の適用、喪失においても法務局の商業登記のあり方も考えなければならないと思います。 国民年金の職権適用についても、そのタイミングがあまりに遅すぎるため、未納者となることが多いが、窓口で相談を受けた際、国民健康保険と混同なさっておられる方があまりにも多いです。 いっそのこと、ひとつの窓口で受付だけではなくて、管轄させたほうがよいと思います。
3866	地方庁	その他(社会保険事務所)		人員を増やし、スキルに応じた教育及び研修を実施した人員で対応。	年金制度の周知不足と、紙台帳の管理の問題と認識。 知った時期は、1年位前。	過去のものは残っている記録等で解決するしかないが、これからも年金制度の周知と理解に努めていきたい。
3867	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません	わかりません	年金記録問題への認識はほとんどありませんでした。 問題の存在は、各種報道により知りました。	お客様からの質問に、丁寧に回答するよう心がけました。 また、反省点としては、年金裁定請求時での記録確認が不十分であったことが挙げられると思い
3868	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	丁寧な対応。	非常に重要な問題と認識している。 存在を知ったのは報道等で。	丁寧な対応を心がけている。 組織全体の問題意識の欠如が記録問題を大きくしたものと考える。
3869	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	旧台帳当時携わっていたOB等を広く活用し、突合せ作業をしていく。学校教育での年金制度について教室等の拡大をし、年金について学ばせる。	新採時(平成5年)、年金給付課に配属になり、裁定請求書審査の際、市町村との国年納付記録が合わないことがあった。本人の有利なように納付記録の訂正等行っていた。社会保険事務所、市町村どちらかの納付月数が多い記録が正しいと思っていた。当時は年金定期便などなく、被保険者も自分の年金記録にあまりに関心がない人も多かったと思う。年金請求に社会保険事務所へ来て初めて自分の記録を見たという人も多かったと思う。手番の統合、納付記録の追加などは最終的に年金裁定請求時に整備できるものと認識していたし、年金記録が消えるなんてことは考えもしませんでした。当時、納めていないのに納めた、納められるはずがないのに納めたと言う人はいなかった。本人の勘違いで納得して話は終わっていた。社会保険庁、市町村の年金記録を疑う人はほとんどいなかった。国民に信頼されていたと思う。	コンピュータ化されている年金手番が消えることはないと思っていたし、手番統合はいつでもでき、裁定請求までに整備すればいいものだと思っていた。当時、他の部署の経験もなかったので、厚生年金の旧台帳のことは分からなかった。当時、早急に何か行動しようとはしませんでした。現時点みた反省点としては、オンライン化した頃のパンチミス、基礎年金番号導入まで厚生年金手番の住所管理をしてこなかったこと、社会保険庁のコンピュータが旧式だったこと、基礎年金番号導入時に被保険者、事業所に対する周知徹底、政府のアピールが足りなかったこと、、国民に対して年金への関心を持たせられなかったことや、平成14年の国一元化が挙げられると思います。職員(OB)の意識も低かったのだと思います。
3870	地方庁	その他(社会保険事務局)		地道に一人一人の記録を時間をかけて間違いなく訂正していく。	重大な問題。	とにかく自分の対応するお客様に慎重に対応した。 記録の管理体制
3871	地方庁	その他(社会保険事務所)		無記名でOBも含めてアンケート(もう少し具体的な)を実施する。	フジテレビ「あるある大辞典」で取り上げられたり、みのもんた「おもいっきりテレビ」での批判で、それまで関心の無かった人にも考えてもらえたので、ある意味よかったが、いわれの無い苦情を突きつかれて、当時の現場は大混乱だったのを覚えている。それが原因の一つで、メンタル面の体調を崩された仲間がたくさんおられたのが、悲しかった。平成14年頃だと思う。	誠心誠意の対応を心がけた。確認が複数の職員で出来ていなかったのではないかと思うので、作業のマニュアルを統一すべきと思う。
3872	地方庁	その他(社会保険事務局)		人員を増やせば良いと思う。	昔の職員がいい加減な事務処理を行ったために起こった問題と思っていた。	同じ過ちを犯さないように仕事をしようと思った。
3873	地方庁	その他(社会保険事務所)		再裁定スピードアップ	新聞報道により知りました。	
3874	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3875	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません		今回の年金記録問題が取り沙汰されてから知った。	窓口に来所された際に、氏名索引(旧姓・現姓)をして、基礎年金番号に統合されていない記録があれば、本人に確認の上統合する。 記録に漏れがあるとの申し出があれば、窓口装置にてできるだけ広範囲に検索し、判明すれば統合する。判明しなければ、管轄社保へ書類にて照会する。 反省点としては、コンピューターの無い頃の手書きの被保険者台帳は、破損のため判読不明の部分がある。紛失していることも考えられる。台帳の書換えの際、既に退職している者の氏名が削除されている疑いがある等、記録の管理・保管について、厳重に行われていなかったと思われ
3876	地方庁	その他(社会保険事務局)			あってはならない問題 社会保険事務局に入る前	国年の台帳チェックを間違えないようにしなければならない。 間違い・わからないことを後回しにしない職員の意識。
3877	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	現在においても、十分に広報していますが、それでも自分の年金記録に関心を抱いていない方もいらっしゃいます。 新聞、週刊誌、テレビ等のマスメディアを通してよりいっそうの広報をしていくことが必要かと思います。 皆様の反応に対して、私たち職員が迅速に対応できるような体制を引き続き整えていくことが、	年金請求の方が、厚生年金の番号を重複して持っているのは、前々から感じていました。(何年ころというは定かではありません。)ただ、年金請求の際に統合すればよいといったような暗黙の了解があったことも事実です。	年金受給年齢に達する前に、記録の整理をしなければいけなかったということ、年金の番号は一人でひとつということをもっと前からPRしなければいけなかったと思います。今となっては、お客様からの照会に十分に答えるべく迅速な処理をしていくしかないと考えています。
3878	地方庁	その他(社会保険事務所)		より緻密な調査を行う。	基礎年金番号制度導入時の統合処理が不十分だったことに由来する問題と認識していた。問題を知ったのはマスコミが報道しはじめた頃。	相談者に対し可能な限り年金記録の有無を調査し回答するよう努めた。 基礎年金制度導入時の広報が不十分だったこと、年金教育が不十分だったことが反省点としてあげられる。
3879	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成14,5年頃、宙にういた記録があることを知ったが、期間照会，また年金請求時に判明、また社会保険庁の方で補正していると思っていた。	期間照会の時にお客様に、お客様の番号の記録以外に本当に他に勤めたことがないか、慎重に確認していた。 現時点で考えると、とにかく全職員がいちがんとなって取り組み、1日も早く記録があるべきところにあるようにしなければならないと思う。また、もっと社会保険庁と事務所で情報を共有すべきであると考える。年金機構へ変わった際には、全体が連携して取り組み、1日も早い記録を完了させなければならないと思う。
3880	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	資格照会の経験者(退職者を含む)の知識を生かせるような体制を作る必要があると思います。お客様からの職歴をお伺いした段階で、経験者の方は事業所名が特定できるケースがよくあります。	年金記録問題について、よく認識していませんでした。	

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3881	地方庁	社会保険事務所課長級以上		この年金記録問題が起こってから、社保庁バッシングがあってはじめて予算が莫大につき、システム改善やチェック機能ができるようになり、記録も昔に比べ早く見つけることができるようになった。またWM記録でもれている、住基情報や払い出し番号情報からや現在黄色便で後追いやっているのも有効ではある。一方、同姓同名で別人記録と個人からすると「何度も同じ照会がきて困る」との声もあり「年金」特別便情報」で電話や文書で確認できた「別人」情報等事跡を入力できる項目があれば苦情も減る。 スピードをあげて年金記録を解決するには、人の雇用なくして今の現場では日常業務もしながら行うには限界がある。機構になっても,国民は住所地の年金事務所へ相談にくるのだから、窓口・		
3882	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	存じておりません。	年金記録が1件たりとも間違いあるいは漏れがないということは不可能であると思いますが、それに近づける努力は当たり前のことです。 現状、「5，000万件の未統合記録」と「受給者及び加入者合計1億人の記録」を突合わせ、全ての方々に「ねんきん特別便」の送付がなされたことから、今後も「ねんきん定期便」を含め、必ず記録確認を徹底していただくことと平行して一つ一つ記録の解明作業(最終的には足を運ぶ)をしていくしかないと思います。	年金制度は過去60年以上の歴史を持ち、その間、時代の変遷に対応すべく制度改正が施行されてきた経緯があり、年々複雑化していく中、年金の重要性も増し、しいては年金への関心も高まってきたことは事実でありました。私が社会保険庁の職員をめざしましたのも、将来必ず重要な仕事になることを確信して昭和44年に採用していただきました。あらゆる業務を経験させていただきましたが、特に年金記録に対しての思いは、国民お一人お一人の重要な記録であり、生活そのものに拘ってくるという意識を持って、しっかり法律を身につけ、年金権の確保を主に、現場としては記録の間違い、漏れは絶対に許されないと教育されてきましたし、教育してきたつもりです。 そのため、慎重に記録作業をし、記録管理をし、常に突合を欠かさず、進達してきたと思っております。	未統合の記録を整理するための人員の確保も必要であったと思いますが、とりあえずは、年金裁定請求時に懇切丁寧なる、事細かに聴取するなどの対応により未統合の記録は整理されていくものと思っていました。しかし、金融機関等の年金受給者獲得(金融機関任せ)の進出等もあり全てが完璧に聞き取り出来ない不安は抱いておりました。 問題は、年金記録の更新あるいは切り替え、マイクロ化作業、システム開発等によるオンラインの記録管理等莫大な件数を処理するにあたり、方策も考えられたことと思いますが、効率化(簡略化)を優先にした実施が今の処理を煩雑にしているものと思われます。また、加えて年金制度発足時の年金に対する無関心さ、就業形態、届出の励行等、数々の反省の理由はありますが、基礎年金導入時に、徹底して記録の統合処理等を行うなど記録の追求及び解明を行うべきであったと思います。
3883	地方庁	その他(社会保険事務所)	再裁定後の年金証書の表示、及び額改定通知書の表示がわかりにくい。 ・年金証書について、60歳時に支給停止されていると退職後は支給停止が無いのに停止額が印字されている。 ・説明を聞きに来所される件数が多く、お客様に負担がかかっている。 (時効内でも時効特例の説明書と同じ様なものを追加で添付してほしい) ねんきん特別便情報照会に記録されている手番が、手番ごとに結果を入力できないので、何年か経ってから、その時の細かい状況がわかりにくくなると思われる。 ・厚生年金基金に加入の方は、定期便の年金の見込み額と、保険料の額が組み込まれていない。それに対しての説明文が少なく多くの問い合わせで来所されるので、基金に対する説明をもっと表示してほしい。	システムの改善をお願いします。 基金については、説明を図解などであらわしたらいいと思います。	少しずつ処理をしていると思ったが、こんなに記録漏れ等があると思わなかった。 特別便が送付されるようになってから実態を知った。	ひとつずつ対応するしか無いと思った。 特別便等の受付を、初期の段階で内容をしっかり把握するような受取り方をしていないと、処理に時間が掛かる。 処理結果についてもWM上で詳しく残しておかないと、事務所職員も異動があるし、受給者等が住所を変わられると、管轄事務所以外では対応できない可能性がある。
3884	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	平成9年からの基礎年金番号化の時に、各手番を統合することにあたり、記録もれ、誤りが見受けられた。	この問題に対して、現場での声を上に提言としてあげました。基礎年金番号化を実施する前に記録の整備を行うことが必要だったと思われる。
3885	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金記録訂正にかかる年金給付額の変更(再裁定)処理を迅速に処理できる体制の構築が必要であると考えます。	報道等で知りましたが、早急に解決すべき問題であると感じました。	1件でも早く処理するよう業務に取り組みました。 年金記録問題に対する処理体制を早期に充実させれば、混乱を和らげることができたと考えます。また、現状でも十分ではないと考えます。
3886	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	承知していません。	正直現在行って現在行っている記録の突合せ等のほか思い浮かびません。	現職として、これまで年金記録に関係する業務に携わってきました。 この間、この問題が起きるまで、年金記録について問題があるとの認識は持っていませんでした。 ただ、この問題が起こった時に思ったことであるが、基礎年金番号制度が導入されるまでは、年金制度ごとに、それぞれ加入期間が管理されていたことが問題の一つではないかと思っています。	基礎年金番号制度導入した後、それまでに複数の年金制度に加入したことがあると申し出あった方に対して記録の統合を行ってきました。 当時もかなりの件数と記憶しています。 しかし、複数の年金制度に加入した経験がある者に対する周知が足りなかったのかなと考えています。 当時、多くの方に理解していただいていれば……と思っています。
3887	地方庁	その他(社会保険事務局)		市町村や会社にも協力をもとめ、一件一件確認していくこと	平成15年に入社してから、基礎年金番号に登録されていない番号(手番)があるというのは、知っていたが、どれくらいの並かは知らなかった	年金記録に何も加入していない期間があれば、職歴を伺ったり、同姓同名で調べることはしていた 反省点 紙台帳からパソコンへの移管がうまくいってなかったこと 同一人物へ何番号も払い出しがされていたこと
3888	地方庁	その他(社会保険事務局)				
3889	地方庁	社会保険事務所長	特記事項なし	「ねんきん特別便」をはじめ、これまでにいろいろな切り口の多種多様な方策がとられ、社会保険事務所の現場では現在も継続してその取組に奮闘しているわけでありますが、今後の課題としては、これからも発生するであろう様々な意見(或いは批判)に左右されることなく、既実施の方策の項目を基本的には増やすことなく、改善するにとどめ、よりスピードアップを図るとともに、「定期便」等による確実かつ永久的な確認作業に移行していくべきと考えます。 また、そのためには下記の2点が重要になると思われます。 ①年金制度の複雑な内容が錯綜している案件、再裁定の審査処理等については、社会保険職員の誰もが得意としているわけではなく、むしろ経験の豊富な特定の職員が専任的に対応することが理想と思われます。また、昨今の記録問題の滞留分をみると、そういった案件が多く、今後ますますその傾向は強くなることが予想されることから、対応する職員の数ではなくむしろ質と専任制がスピードアップのためには必要と考えます。 ②国民への周知と国民からの理解を得るための広報の充実を図ることが重要と考えます。その内容としては、取組の内容と進捗状況・取組に時間が掛かっている理由・問題の早期解決のための方策と各種取組にかかる国民への協力依頼等が考えられますが、真の状況をわかりやすくかつ頻繁にお知らせすることが大事かと思います。	社会保険事務所での在任期間が少なく、また、年金給付・年金相談等を担当したことがないのですが、それでも年金相談或いは裁定請求にいらした方の中には、ご自分の記録を正確に把握していない方がいらっしゃるということは聞き及んでおりました。しかし、最終的には「期間照会」等により確実な記録で年金が支給されることになるものと考えておりましたし、申し出により記録があとで訂正されることはあっても、それは独自・特例的なものという感覚でありました。 今の年金記録の問題をいわゆる「年金記録問題」として、その存在を知ったのは、およそ一般的に「五千万件の記録云々…」と騒がれだしたときであったと思います。 その並的な膨大さに驚くばかりでありましたが、問題解決のために我々に与えられる時間は決して多くはないであろうことは直感できましたし、社会保険庁の指示に従って「とにかく頑張ろう」という認識しかありませんでした。	地方社会保険監察官となってまだ日の浅い時期であり、また、各県の監察官がブロック局に集められた時でもありました。当時この問題が発生しなければ、ガバナンス、コンプライアンス、事務処理誤り・事故防止の観点から、監査・監察業務が重要な位置づけとされていた時でもありましたが、この問題の発生により、訓令業務を中止或いは延期して「特別便」対応の応援のため、出身県或いはブロック局或いは関東の事務所に出向いたものです。 ただただ、膨大な数の記録確認とお客様対応に追われ、めまいを感じる状況でありましたが、どこにおいても職員のがんばりには感動いたしました。 いずれ、長い年月にわたり様々な要素が積み重なって発生した問題であり、 反省点として単純に列挙することはとても難しいのですが、あえて挙げるとすると、次の3点になります。 ①現場の担当職員が少なからず気づくことが想定されることから、なぜ上部組織に全国から正確な報告(情報提供)がなされなかったのか。 ②断片的にでも報告がなされていたとするならば、上部組織のとらえ方はどうであったのか。全国集約的にとらえ対策が取られるべきであったのではないか。 ③この問題の存在が明らかになった時点で、その対応のための数と質の両面にわたるマンパワーの確保が完全といえなかったのではないか。
3890	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	あまりにも時間が経過していて簡単には解決できず、調査可能な限り懸命に調査しても、資料不足の面もあり、とてもむずかしい業務となっています。被保険者の方とよく話をし、一つ一つ解決していく他ないと思っています。	年金業務に実際に携わった期間が短いため、マスコミで取り上げられたころより年金記録問題を認識しました。当時記録についてもっと慎重に対処し、個人への記録の確認及び早期の記録の機械反映を考えるべきだったのではと感じています。	みなさまが一生懸命働いて納めてた頂いた保険料が期間に反映していなかった件数がこんなにも多く、みなさまのお怒りに対し、本当に申し訳なくおもっています。記録の整備は、時間が経てば経つほど困難な作業になっていくことを、もっと深く考えなければいけなかったと感じています。
3891	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	記録問題は今まで加入者に対して記録内容を告知されていなかったことで起きた問題と解釈します。"現在あなたの記録はこうなっています"と誰でも簡単に自由に確認することができる手段を確立し、定期的に啓発・広報・広告をして加入者に周知させることが必要ではないかと思います。広報・広告する手段としてテレビ番組などPR番組をつくったり、コマーシャルを流すなどしたらどうでしょうか。それにあわせて再発防止策も必須となります。住民票コード登録義務化などして記録をバラバラにさせない仕組み・バラバラになっても住民票コードをキーとして検索してもすぐにでも統合できる状況にさせる環境の構築が必要と思います。住民基本台帳カードに年金手帳の機能を付加させる方向で検討をお願いしたいと考えます。最後に全面解決は難しいと考えます。関係者の高齢化、会社関係諸帳簿の散在、本人の記憶亡失、第一線で携わっている自分でさえ説明・説得に対して限界を感じる時があります。できるだけのことをして後は、一括してバー	事業所から提出された資格取得届・喪失届を書いているまま処理して、時間がたってこんな時代になりました。新聞テレビ報道でしか知るものしかありません。	当時不真面目の事業主は確かにいたと思います。新規を運営する資格取得届などは再交付届と一緒に提出するよう返戻した形で対応したと思います。システムでカバー(入力エラーにするなど)しないと難しい部分はあると思います。
3892	地方庁	その他(社会保険事務所)	健康保険証詐取の目的で、実在しない人物の資格取得届が提出されていると思うケースがある。実在しないので基礎年金番号がなく、新番払出となるため、その記録がいわゆる宙に浮いた状態になる。	(6)の質問については、本人確認のための書類(例えば住民票)の添付を求める。	事務処理の正確性の欠如と年金記録情報の積極的な開示(現在のねんきん定期便など)を怠った結果。 時期は採用後、国民年金業務をしていた頃。	窓口に来られたお客様に対しては、積極的に情報を開示し、一人でも解決できるよう努めた。 過去の反省点としては、基礎年金番号ができて以降の手番統合の努力が足りなかった。現在の「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」のように記録をお知らせし、自分の記録を認識してもらうことから始まり、疑義があれば申し出ていただく体制を早期に築くべきだった。
3893	地方庁	その他(社会保険事務所)		全職員が責任をもって記録問題の仕事をすることが一番だと思います。	任期付職員として昨年入社してこんなにひどいことを知りました	個人個人の責任感のなさがいままでの問題だと思います
3894	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にはありませんが、火事等で記録が消失しているものもあるかと思われます。	じっくり調査を行うこと。事業所(事業主)及び市町村役場への協力依頼。	年金記録の管理体制が不十分だったと思慮します。今回の年金記録問題がおおやけになった時に、初めて知りました。	窓口対応等を行いました。また、フォローアップ照会及び標準報酬月額の遡及訂正のテーフとして業務を遂行しています。 年金記録の管理はバックアップが必要だったと思慮します。
3895	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	国家プロジェクトと位置付けられる問題ですので、確かに一刻も早い信頼回復のために迅速な対応は必要と思われるのですが、迅速な処理を進めるあまり事務処理誤りを誘発する恐れがあると思います。事務処理誤りを防ぐためにもさらに長期的なプランで望む必要があると思います。	年金記録問題については、長年の積み重なった問題と認識していました。 宙に浮いた年金ということでテレビで頻繁に取り上げられた頃に知りました。	かなりの時間を要すると感じましたが、二度とこのような問題を引き起こさない為にも正確な処理を心がけました。 年金請求時に確認するというシステムが反省点だったと思われます。
3896	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。	特にありません。	非常に困った問題だと思いました。そして私がこの問題を知ったのは、報道を見てです。	私にできた対応は、特別便で事務所に来所される方の記録の復旧のため誠実にマニュアルに沿った対応をすることでした。反省点としては、やはり組織としての定期的な記録の開示と納付等の記録の厳重な管理に尽きると思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3897	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	職員一人一人が法令遵守を徹底すること、またそれぞれの担当業務において深い知識を持ち、お客様の視点に立って業務にとりくむことが必要だと考えます。	私が採用されたのが、平成18年度で、それより前のことはわかりかねるのですが 平成19年に「消えた年金」と各メディアで報道されて、初めて基礎年金番号に未統合の記録が5000万件あるということを認識しました。	そのときはオンライン上の記録が全てだと考えていましたので、それほどまでに未統合の記録があることに驚きました。それからはねんきん特別便などでお客様に応対するときはできるだけ相手の視点に立って、よく話をきいて年金記録回復に努めるようにしました。こういった問題が起きたのは、基礎年金番号を導入する前に、被保険者1人について、いくつもの手番を払い出したことやまたそうやって払い出した手番を年金受給時に統合すればいいと考えていたことが原因だと
3898	地方庁	その他(本庁)			平成19年4月に問題を知りました。 社会保険事務所で働くようになった時には既に窓口や電話が殺到していたので、大変なことだと認識しました。	主に電話での対応で、お叱りの言葉ばかりでしたが、もう処理はされているので言い訳をせずお話を最後まで聞くということしかできませんでした。 反省点は今の事務から考えると信じられませんが、個人が慎重に仕事をせず、年金をもらう時に記録を統合すればいいという安易な考えで適当に処理してたのではないかと思います。よくわかりませんが、コンピューターに移行する時の入力相違などもあるのかなと思います。
3899	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。	特にありません。	特にありません。
3900	地方庁	地方社会保険事務局				
3901	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	人員を増やして集中して取り組む。	現行の制度上においては起こりえる事象でありこれからも起こりえる問題だと思います。いつ頃からかは覚えていません。	お客様に制度上の理解を求めるよう対応した。
3902	地方庁	その他(社会保険事務所)			未統合の年金記録があることについて認識していました。 実際に特別便や期間照会の業務に携わり知りました。	少しでも記録が見つかるように調査をしています。 検索する幅を設定して調査するので、広げれば見つかる可能性もあると考えます。
3903	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にないと思います。	実際の業務に携わっていないので具体的な解決策を出すのは難しい、という回答になります。	実際、自分の両親の記録も相違があったので身近で重大な問題だと感じています。問題を知ったのはマスコミ報道を通じてでした。	マスコミで一番騒がれていたころはこちらでお世話になってなかったので、とくべつ便の記録をみてから対応すればいいか、という程度でした。 現時点では、古い過去の記録がないため台帳等でも確認できないというのが問題だと思います。ご本人の記録だけではなく、公の履歴や証拠書類を残していらっしゃる方を現段階では認定するしかないのではないでしょうか。
3904	地方庁	社会保険事務所課長級以上	払出番号があり、記録が入力されていない番号が有り、カットセト解除がされていない状態の記録があります。	システムの改善により、記録や統合が未記録の場合を出力し、業務センター、各社会保険事務所の保存している台帳にて記録補正、補正依頼し、記録の整合性を明確し、再度ねんきん特別便にて照会をする。	平成9年の基礎年金番号制度になってから、登録されていない未統合の番号が、多いと思っていましたが、テレビ等の報道で件数が、こんなにあるとは、思いませんでした。	年金記録問題としては、お客様の立場になり、休日返上、時間外勤務、出張相談により対応してきました。電子化により、履歴が早くなり、制度の複雑差が重なり判断が難しくなり、職員の対応が遅くなりました。本人の申出によりマイクロフィルム、払出番号簿の目視により、検索もしました。現場にある資料での解明が難しいと思います。でも、自分が当事者であれば、明確な回答を
3905	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	探算度外視の12万人超で照合していく。	解決することが非常に困難な問題。 入庁時(平成20年)	一生懸命に対応しました。
3906	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません		19年初め頃より年金問題がマスコミなどで問題となり知った。基礎年金番号に統合されていない手帳番号があったが、これほどもれている記録があるとはおもわなかった。	迅速な本人への回答、わかりやすい説明をこころがけた。
3907	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	記録の整備を行うことしかないと思いますが、紙台帳が存在しない場合等の困難事例に対する対応策を明確にしておくことも必要と考えます。	採用後すぐに配属された適用課において、カセット記録のオープン作業をしているときに、何故すべての記録が確認できないのか、と疑問に感じたことが最初だと思います。 当時は、先輩の「古い記録は本人を探し出すことが実質不可能だし、年金の裁定請求時に職歴確認をするので、そのときに記録統合が行われるから」と説明を受けたことと、このアンケートのような、職員の意見や質問を吸い上げるシステムがなかったため、すべてのカセット記録がいつか整備されるのを待つしかないと認識していました。 しかし、その後年金相談業務に携わる中において、多くの方が他手番で記録をとっていることと、勤めたこと自体を覚えていない現実に、「裁定請求の時点で記録統合」というのは、絵空事でしかないと感じました。	カセット記録については、自庁分しかマイクロカセットがないため、仮に自庁分のみ記録整備しても、300ある社会保険事務所からみたら、何の解決にもならないことと、申出人のいない記録の照会業務を行ってよいのか、という問題点があり、一個人で対応することは無理な問題と判断しました。 旧台帳等は、結局は「保管」をしているだけで、「管理」はされていなかったことは明白で、その対応を何十年も放置してきた、私たち社会保険庁の記録に対する考え方の甘さが、記録問題を大きくしたと考えます。
3908	地方庁	社会保険事務所課長級以上			S63年1月採用当時から、厚年再取得時に手帳の重複払い出しが頻繁にあったが、各法令では届出主義のため本人か事業主の申し出がなければ重複処理はせず、勧奨もしていなかったはずです。また本庁や県(局)からも特に指示はなかった。 H9年の基礎年金番号発足時に一部の被保険者や事業主から問い合わせや重複取り消しがあったが3～4ヶ月で照会もほとんどなくなった。また、以前は年金に大きな関心も寄せられていなかったが当時から届出勧奨・広報・周知を徹底していれば少なくても今回ほどの大問題にはならなかったはずで大変残念に思う。	最終的には裁定請求時に職歴審査を徹底すればよいものと思っていた。また、仮に裁定請求時に過去の記録が漏れていても再裁定を受ければ解決すると考えていたが、それが現在の過ちにつながっている。
3909	地方庁	その他(社会保険事務所)			自分自身にも常に起こりうる問題と認識している。知ったのは、平成19年の5月ごろと記憶している。	今までの仕事を振り返り考えました。反省点は、気持ちが後ろ向きになってしまい、前向きに誇りを持って仕事をする姿勢が無かったと思う。
3910	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	とにかく急ぎ過ぎていると感じる。期限を設けることはもちろん必要であるが、現状が見えていない。問題解決には知識のある職員が必要不可欠であり、もう少し時間と人員に ゆとりを与えて、ひとつひとつコツコツとこなして行くしか方法は無いと考える。	平成3年に採用された当時は、年金請求時にまとめるというような回りの風潮だったので、自分もそれで良いと感じていた。強く問題意識として感じたのは、やはり頻繁に報道されてからだと思う。 記録がもれているような人たちは、皆当時あまり年金に興味が無く、手帳や証書も大事な物という認識があまり無い。当時どの様な広報をしていたのかは分からないが、当事者も国もあまりに	国は、どうしてこの問題が起きたのかきちんと検証もせず、誰も責任も取らず、全てを社会保険職員のせいにしてきた事実は、いまだに許せないが、公務員である以上、国民全体の奉仕者としての責務はきちんと果たさなければならないとの意識から、きちんと対応してきたと自負している。 反省点は国がきちんと検証・謝罪し、第2第3の記録問題が起きないように、正確に行うには少し
3911	本庁	その他(社会保険事務所)	なし	わからない	テレビでみたときに知った	皆で少しずつでも減らしていく事が必要です
3912	地方庁	その他(社会保険事務所)		人員配置(人員の増加等)を見直し、判明した記録については早急に支払を行う。ただし、支払までには専門的な知識が必要であるため、社会保険庁支払係・各年金給付課職員のみではなく、職員一人ひとりのスキルアップが必要不可欠であると考えます。 また、未統合記録についても積極的な勧奨を行うべきであると考えます。	社会保険庁組織全体の怠慢及び制度が引き起こした問題。 初めて知ったのは平成18年頃です。	国民皆様の信頼を損なったので、信頼回復のため今まで以上に親切・丁寧に対応しようと心がけました。 反省点は職員一人ひとりの問題意識が薄かったのではないかと思います。基礎年金番号化を行った際にもっと手を加えておけばこのような事にはならなっかたのではないかと思います。
3913	地方庁	その他(社会保険事務局)				
3914	地方庁	その他(社会保険事務所)	オンライン化以前からの受給者の厚生年金被保険者記録はいわゆる「丸められた」記録が見受けられるが、これらの記録は取得喪失の正否に疑いがあると思われる。年金額に影響が出るケースもありうると思われる。	これらの「丸められた」記録は事業所記号が未収録のものが多く、名簿との照合がきわめて困難であるが、オンライン化以前に裁定処理したものは、原簿のもとになるもの(たとえば裁定請求書のように本人の職歴申立が確認できるもの)が業務センターに保管してあるのではないのか。そういった資料で確認作業ができるのではないか。	以前(十数年前)厚生年金期間調査担当だった頃、被保険者記録がカセットになっているものはいつ正常な記録になるのか、記録漏れになっているのではと疑問に感じていた。	上記(8)の疑問について、当時の業務センターに「カセット記録を見つけるたびにカセット開放依頼をかけてもよいか？」質問したところ、「被保険者からの期間調査依頼にかかるものならよいが、それ以外はやめていただきたい。」との回答であった。「では、この記録は本人から調査依頼がない限り、このまま埋もれていくのか？」質問したが明解な回答はなかった。このような疑問をもった職員は私だけではないと思うし、同じような質問・要請は多数あったと思う。結局、そういった意見・質問・要望があったにもかかわらず、目の前の問題を先送りにしたことが今大問題になっている原因であると思う。
3915	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	わかりません	新聞報道で知った	わかりません
3916	地方庁	その他(社会保険事務所)	紙台帳からWMへの収録時に入力ミスが多い。 特に資格取得日を最初の算定基礎届の10月1日になっている事が多い。	保存されているすべての紙台帳とWM記録の確認。	昨年6月に謝金職員として入社(現在任期付職員)したので、入社時から存在は知っていた。	特別便の発送をまず1は年金受給者及び59歳以上にし、調査回答している間に被保険者の方の現住所の変更を完了させ、段階的に発送した方が良かった。
3917	地方庁	社会保険事務所課長級以上	厚生年金については事業所からの届出にて登録されているので実在する人物ではない架空の記録や本人が勤務していないで、かつ本人自身が知らされていない記録が数多く残されている。 ・金融機関にて金をだまし取るため、架空の名前、生年月日で就職し保険証を手に入れ金を借りてすぐ退職するため、実在しない年金記録が残っている。 ・個人の事情で偽名で就職したり、求人の年齢制限のため嘘の生年月日で就職したりして届けられた年金記録。 ・生命保険会社でよく聞くが生命保険会社では契約をとるのが仕事ではるが社員を多く勧誘することも社内でノルマがあり、勧務実態のない者を本人に無断で社員登録しているため厚生年金も登録されているもの。(名寄せ便で自分は勤務したことがないと言われるケースあり) ・建設会社等で技術取得者の在籍がないと公共事業の仕事が取れない時に資格有者を社員に成りすませ社会保険の資格を届けている事業所。 ・・等々うわさや実際聞いた話では5000万件を1人残らず年金をお支払いするというのは現実には不可能。	社会保険庁や日本年金機構では実在する人物か否かの判断はできない。 ・資格取得の際に住民票を提出させるか、機構を国税庁との統合させ歳入庁ができる構想もあるがもっと対象を広げ市町村との統合や総務省の住基ネットへの情報を法改正で年金にも拡大させるか、新生児から高齢者まで社会保障番号制度をつくりその番号を利用する等が考えられる。	平成1～2年当時、年金給付課に在籍していたが基礎年金年金番号導入以前の厚生年金は複数の年金手帳を持っていることが多く、社会保険協会の広報誌でも複数の年金手帳をお持ちの場合重複取り消し届けの提出を訴える記事を掲載していたが、1人で4冊5冊持っていることも多く、国民の関心や事業所担当者の理解が乏しいからと考えていた。	年金請求者になぜ手帳を持って次の就職をされなかったのかを怒ってみても過去のことで年金を支払わない等の罰則もなく、請求者の長年の努力で年金を掛けてきたもので、どう対処できるものでもなかった。 ・年金の法制度で変えていただかないと対応できない。1度加入し年金手帳を交付を受けたら再発行は手数料を取る(銀行の通帳みたいに)紛失したら再交付しないと受給権がない(払い出し請求できない)等、年金手帳が大切にされなかったツケが今、噴出してきている。多くの国民が年金だけに注意して生活をしている訳でなくさまざまな法律や規則があるなかでの国民生活であるため常日頃の広報、事業所への説明会などで周知していく必要がある。でも自分でも市役所や県庁や他の官庁の法律・規則や条例について理解しているかは疑問であり反省するところである。
3918	地方庁	その他(社会保険事務所)	入社して間もないので知らないです。	年金特別便や定期便のように積極的な情報公開をこれからも心がけ、できるだけ呼びかけていく事が大切だと思います。	未統合の厚生年金手番と国民年金手番の件数が多く、その事実を把握していながらも対応をせずに問題を放置していた。(対応が遅れた) 長年、国民による申請主義に頼りすぎ、情報公開や呼びかけが不足。 問題の存在は入社した当時から認識していました。	電話対応や窓口対応において丁寧な対応を心がけ、(制度の説明や申請方法など)一件一件確実に対応し解決していく。 未統合の手番を社会保険庁が受身ではなく主体的に統合していくべきであったと思います。
3919	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	公表されている以外は知りません。	現時点では、最重要課題として最優先に全職員で取り組むべきと考えている。 日本年金機構発足以降も本来業務を縮小してでも最優先に取り組むべきと考えている。	年金記録問題が公になって初めて分かった。	年金記録問題発生時、事務局の補佐(総務)であったため、事務局による事務所支援体制を構築した。 職員の公務員としての意識が低かった思われる。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3920	地方庁	その他(社会保険事務局)		オンライン化前の記録については、うその申請をした人には、罰則を設けたうえで、本人申告を認めるぐらいしか方法はないと感じる。	各人の年金記録が、バラバラに管理されているが、記録がないわけではない。ただし、記録を探すのに期間照会等の作業を要すると認識していた。 平成15年ごろに、バラバラに管理されているので記録を見つけ出すのが大変ということを知った。	被保険者が窓口で複数の年金手帳等をお持ちで複数の記録があることを確認したときは、記録統合の手続を勧めた。 制度発足時に、どうして氏名(漢字及びひらがな)、生年月日、住所記録を台帳必須記載事項として義務づけなかったのかと不思議なくらいに思う。また、クルマの免許証と同じように戸籍と連動させておけば、必ず本人の記録と分かるのではと感じている。
3921	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金事務所はもちろんだが、国の最大の問題として、総力をあげて解決すべき。そのためには知識をもった現職員を最大限活用すべき。	厚生年金、国民年金でそれぞれ番号を払いだしていたとき、番号不明のとき新たな番号を安易に払いだしていた職員に、また番号を書いてないのに平気で提出する一部の事業所に不安を感じた。 起こるべくして起きた問題だと思う。	全力で年金記録問題の解決にあたっている。 基礎年金番号になったとき、もっとしつこく番号の統合に力をいれていれば、 少しは未統合の件数も減っていたかも。 社会保険庁の危機意識の足りなさだったと思う。
3922	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	とにかくマンパワーが足りないと思います。 場当たり的な対応では前に進まず、各県に記録専門のセンターをつくり実施していくなど、記録に特化した部署を設置して職員の育成も合わせて行い集中して実施していくことが必要と考えます。	年金給付を担当していたが、お客様から○○会社勤務したと申し出のあったときには、期間調査等の対応をしていたが、今般の記録問題ではマイクロに入っていないものや、さまざまな問題が出ています。まったくそのような認識はありませんでした。 新聞報道で見聞きする情報では、これでは社会保険庁がいわゆるバッシングされても仕方なく、またずさんな対応と思います。 年金加入していた方の債務を裏切る行為と思います。 このような認識を持ったのは一般のお客様と同時期と思います。	とにかく、記録の管理の認識が甘すぎる。過去において‥‥。 あまりにひどい状況で弁解の余地はない。 自分の部署での精一杯の対応しかないが、親切丁寧な対応を行い理解をしていただけるよう対応してきたし、今後も行っていきたい。
3923	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	(6)により、特にありません	年金記録問題については、国会、新聞報道等により報じられるようになった時期と同じにし認識するようになりました。 また、国民の生活に直結する重要な問題であると認識していました。	年金問題解決に向け、最優先課題と認識し取り組みました。 年金については、本人からの届けにより行われる届出主義に基づいて行われてきましたが、国の責任において、国民が安心しかつ、国民から信頼される様に取り組まなければならないという点について反省すべきと考えています。
3924	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	とにかく一つ一つ解消していくしかないと思います。 また、何度も社会保険事務所の窓口へ来所していても、特別便の回答はしていないという方が、まだまだいらっしゃるので、窓口対応時はどんな用件であっても、必ず特別便の回答が済んでいるかどうか？を確認することが重要。	手帳番号が統合されていないケースが多いのに、以前から名寄せの回答をしていない人が多く、裁定請求の際の確認が大変であり、もっと若い時期に確認する方法はないのか？と思っていたが、こんなに大量に存在するとは予想もしていなかった。 平成11年度に国民年金業務で、裁定時の手番統合を相談コーナーから依頼されていたときに、そう考えていた。	当時の国民年金業務は、今以上に市町村との関係が円滑であったため、市町村の協力を得て、市町村からの異動報告書の進達の際に、市町村の窓口で確認できた国民年金・厚生年金の手番を記載していただき、記録補正の入力と併せて統合を行っていた。 また、国民年金未納の戸別訪問の際にも、他の厚生年金番号の確認を行い、少しでも多くの手番を整理するよう心がけてきたつもりであるが、やはり、早い時期に一括して大量の手番統合の可能な方法を組織として考えるべきであったと思う。
3925	地方庁	その他(社会保険事務所)			被保険者にとって老後の年金は必要不可欠であり、その年金事務に誤りがあるということはきわめて重大な責任だという認識でした。今の年金問題を知ったのは、年金特別便発送が決定した頃と記憶しています。	一現場の職員としてできることは、ご来所いただいたお客様の年金記録に対して今後事務処理誤りがないよう細心の注意を払うとともに、誠心誠意をもって接客していく意識で対応しました。 ただ、今振り返ると、年金記録の件でお見えになるお客様とのやりとりに慣れてきた時に、前述の意識が多少なりとも薄れてしまってきた時期があることも否めないと思います。今後更に意識を高く持って対応していく所存です。
3926	地方庁	その他(社会保険事務所)		統台帳との突合せ作業等は、短期間でおこなうべきだが、ある程度の時間を確保しなければ、正確な作業はおこなえないのではないかと考えています。	平成11年(採用時)に未統合記録が多数あり、非常に驚いたが、基礎年金番号の導入経緯等を理解していくなかで、制度設計が現実と乖離していると感じた。すでに未統合記録が多数あり、本人へ確認するしか方法がないため、請求時に整理するしか解決してく方法がないと認識していた。	未統合記録等への対応は、請求時に本人へ確認して、整理していくしかないため、年金給付課配属時には、未統合記録の統合作業へ取り組んだ。 しかし、反省すべき点は、国民年金の納付記録が統台帳と一致していないとの認識があまりなかったため、統台帳を確認する等の作業の徹底はできていなかった。
3927	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3928	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	社会保険オンラインシステムの改良	採用になって間も無く。	国民年金の手続き等で来所された際に手番がないか確認した。
3929	地方庁	その他(社会保険事務所)		地道な調査以外に無いと思います。	年金給付を担当したことが無かったので、認識はうすかった。 問題の存在を知ったのは、平成18年にマスコミで取り上げられるようになった 頃からです。	記録照会に対する地道な調査。 制度、システム、職員の意識の改革が早くから必要であったと考えます。 (全被保険者・受給者の一生の記録をすべて管理するために必要なシステムとはどのようなものかを早くから検証する必要があったと思います)
3930	地方庁	その他(社会保険事務所)	既にマスコミ報道で、言い尽くされた感があります。 現在で知られていない問題はないと思います。	失った信用を取り戻すよう、人員増を含めた体制を整え、他の業務に優先し記録問題解決(特に高齢者)を行なうべきと思います。 特に国民に対し、記録の統合確認作業がどのような流れで、確認方法は こうだとか、平成9年前は年金番号そもそも2本ある人が多いとか、国民年金金は昭和36年4月から保険料徴収が始まったとか、基本的なことをアピールしていくことが重要だと思います。	記憶が曖昧なんですが、おそらく、平成19年の6月中頃、国会の消えた年金問題追求から、一気に来訪者が増え、当事務所もパンクしたような状態になりました。 それから、当事務所の場合、窓口来訪者は平成20年1月～4月くらいがピークと思います。 記録問題については、週刊誌等の報告で断片的に出ている記事を読んでいた程度です。	記録問題窓口を当事務所では設置し、人員の関係から、平成20年1月 から7月中頃まで、窓口はほぼ毎日出ました。多いときは1日40人程度、 延べ2000人以上窓口で対応しました。 特に、(7)で述べた事を来訪したお客様に重点的の説明しご理解頂きました。 基本的に、社会保険庁は当時、年金統合問題について、優先的に解決せせず、国民年金強制徴収等、他の業務に力をいれていたことが結果的に誤りと思います。 国民に年金制度を理解して頂き、いつまでも働ける訳ではないこと、納付しなければ絶対もらえないこと、今の世の中では理解してもらいにくい事かも知れませんが、年金制度は相互扶助システムだと言うことわかってもらうのが肝心と思います。
3931	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません		社会保険庁は、記録の管理はしているが、記録の整理は国民に責任を持たせているような風潮があった。	認識の違いを改め、国民の立場に立って対応している。
3932	地方庁	その他(社会保険事務局)		職員及び賃金職員を雇用して全力をあげて、被保険者から送付された「年金加入記録回答表」の処理をする。	日常の業務に追われて年金記録がこのような状況にあることを認識していなかった。また、知ったのは、ここ、3年～4年だと思います。	年金記録問題がマスコミ等で報道されて事務所にお客様が殺到した時、できるいだけわかりやすく説明して、1件でも記録が判明するように努力した。 ただ、高年齢で、ご本人が社保加入かどうかもわからない方が多く、また、氏名のふりがなが違うケースが多く、見つけるのに大変時間がかかった。今は、だいぶよくなっているように思われます。 反省点としては、年金記録は、被保険者本人が把握していれば問題はないと思っていた。社会
3933	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金制度を根本から見直さなければならない問題と認識している。	加入記録の点検については、全力でとりくんできた。 被保険者の皆様からお支払いいただいた保険料が、正当に使われるように 監視していくことが必要と考える。目的外に使用されることは、許されない。
3934	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。			
3935	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	全職員が記録問題に係る業務に計画的(作業方法や日々の目標処理件数など)に取り組む。	平成19年の夏頃、誰の者か分からない未統合の記録が存在している事を知った。	名簿や個票の調査業務、社会保険事務所への応援業務、特別便の調査業務等に積極的に取り組んだ。
3936	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知らない。	分からない。	入庁直後は、期間調査という仕事が、なぜ存在するのか自体理解できなかった。	自分の調査以後に、何らかの拍子に記録が見つかった等ということがないように、入念に期間調査を行った。 紙台帳からWMにデータ移行を行った時点でのチェック作業が雑であった。
3937	地方庁	その他(社会保険事務局)	全く存じません	全く存じませんので、わかりかねます。	年金記録問題は、過去の職歴の記憶が、時間の経過で正確とは言えない部分もあり、解決するのは困難であると認識しております。また、年金記録の問題が社会的な問題になるまで、多くの国民の自分自身の年金記録に対する関心は低くかったことも解決への妨げになっていると思います。 年金記録の問題が存在することを知ったのは、マスコミ等の報道で知りました。	直接受給者、受給権者と関わる部署に所属しておりませんので、具体的な対応を行ってはおりません。ただ、請求書を審査するうえで、本人の記録であるかもしれない記録がある場合には、事業所名、所在地等々の確認を本人に行ったうえで統合できる記録は統合し、記録の整備を行っています。 「最後のお一人まで」年金記録の問題を解決することは困難であることを国民に強く訴えたうえで、ある程度の線引きをする必要があったのではないかと思います。膨大な経費をかけて「最後のお一人まで」年金記録の解決を図ることよりも今後、魅力ある年金給付になるような施策の実現を図るために時間と経費をかけた方が、国民の支持を得られたのではないかと考えます。 また、システムの整備が遅れているのではないかと思います。ペーパーレスの時代に事務所間、業務センター間が、紙ベースでのやり取りで行われております。再裁定等の時間の短縮を図るためにもペーパーレス化を急ぐべきであったと思います。 さらに、一般の国民には理解しがたい表現での説明文、記載の仕方等、簡略化を図るべきであったと思います。
3938	地方庁	その他(社会保険事務所)		照会に対する回答をできるだけ早く行う。	一人ひとりの年金額に係わる重要な問題。 2年半程前、お客様から国民年金の納付記録に漏れがあると、窓口や電話で言われたとき。	お客様の立場に立って対応しようとした。 照会に対する回答が送れている点。
3939	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていること以外には特に知っていることはありません。	特別便、定期便、事務所預かりの調査書を片付けていくこと。ただし、この中には最終的には、本人に会って話を聞く、それで解決できないものについては政治的な決断が必要とされるものがあると認識しています。	私の職員としての採用は、基礎年金番号ができた平成9年4月であり、入る前から番号が入り乱れていることをある程度は予想していた。実際に入ってみて「やはり」という部分はすぐ感じたが、当初は日常業務に大きな影響を及ぼす程とは感じなかった。しかしその後、2,3年経ってもなかなか手帳番号が統合されない状態であり、どうなるか案じていたが、根の深い大きな問題であるとはっきりと認識できてきたのはやはり、マスコミが取り上げていろいろな情報を得てから。	入庁当初から、記録調査の担当を任されていたのであるが、まずは、手元にある問題のある書類からひとつづつ片付けていくしかないと思っておりました。それが現在まで続いています。この問題の反省点は、問題への取り組みが20年遅かったことであると思います。後は、社保庁の体質として「申請主義」の改善を怠ったことによるものが多かったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3940	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	地道な調査。仕事のわかる(原票をわかる)OB等を活用する。	年金請求時に全て検索し完全な記録にすると救えられていた。 年金問題の存在については、2007年と記憶している。そのため、全ての被保険者の年金を一日も早く見つけ出さなくてはと、認識していた。	実際に年金の期間照会の調査を業務として行った。 現実問題として、現在の年金に精通した人材は多いが、当時の原票を知っている人材が少ない。 調査の方法自体が確立されていなかったため、少ない人員皆で知恵を出し合って暗中模索状態で、調査業務を行った。 原票時代の知識をもっと勉強するべきだった。
3941	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	人員補強および効率的なシステムの構築、	問題として知ったのは報道前後であり、一般の方とほぼ同じ時期と思われます。	制度の趣旨や経緯等を十分に説明し理解を得られるよう対応しております。 しかしながらマスコミ等の恣意的とも取れる報道により、何一つ問題のない方にまで不安を抱かせてしまったことが最大の問題点であると考えます。
3942	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	年金記録問題については、多くの問題が大きく取り上げられ、現在はその解決に向けて対応中。	・年金記録問題は、全ての者に自分の記録を確認していただくのが唯一の解決方法である。これまで行った年金特別便、現在行っている年金定期便により、本人に自分の記録を確認していただいてきた(いる)が、確認できていない住所不明者、死亡者等に対してどのように対応していくか。現在、名古屋方式により市町村の保有する情報で住所が判明するケースがあり、これを全市町村に展開し、協力を求める。死亡者については、時間を要するが遺族や会社の同僚等により確認していく方法しかないのではないか。 ・また、20代、30代、40代など受給世代にやや遠い世代においては、届いても内容を確認しないで回答したり、未回答があったりすることが考えられるので、自らの記録を自ら確認することの重要性、早期確認の重要性を更に認識していただくことも重要。⇒ホームページで年金記録確認データを設ける。	・昭和48年～53年頃、年金受給権者への支払業務担当の経験があるが、年金支払いが過払いや未払いを防止することに重きを置く部署であり、年金支払いの元となる記録に問題があるとの意識はなかった。 ・年金記録問題を大きく意識したのは、消えた年金5000万件の頃と考える。	・5000万件の問題は、形成9年1月に基礎年金番号を付番し、当初は未統合の記録が3億件あり、その後地方庁への記録照会により、統合されたが、未統合記録が5000万件に及び、大きな問題とされた。 ・年金記録は長期にわたり正確・確実に1件の誤りも無く管理されなければならないが、年金記録は歴史が戦前の昭和17年からであり、当時はコンピューターもなく、手書台帳であり、台帳に手書きする者も癖字や誤記もあり、それがその後の転記などにより、誤記・不明になって誤った記録となっていると考えられる。当時は年金受給世代が存在しなくて、長期にわたる正確な記録確認のチェック体制が十分ではなかったのかもしれない。昭和59年から社会保険オンラインを開始し、これ以降の記録はこのような問題は減少したと認識している。 ・職員の記録改ざんや保険料横領の問題は、防止対策は当然のことながら、特に横領は借金を抱えている職員に多いことから、管理者が個人の生活状況を把握することや執務姿勢を注意深く見守り、決裁の入念なチェックが必要。ただし、管理者が不正を起こしたら防止する術がなくな
3943	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	特定不明手番が多数存在していることは認識していた。 時期は不明。	年金請求時に氏名索引により本人に難歴を確認した。 年金番号に住所登録をできればよかった。
3944	地方庁	社会保険事務所課長級以上	①無年金者への対策について 失職よる経済的理由などにより国民年金の納付が困難であり未納状態が継続する場合でも免除制度があること及び免除申請の提出期限は翌年の7月中までであることを知らない被保険者が多数存在すること。免除申請をしないこと、提出期限が過ぎ免除申請が出来ないことにより25年間の受給資格期間を満たさない「無年金者」及び「無年金者予備軍」が確実に増大していること。原因として、この数年間の「年金記録問題」への対応に人員を奨出している状態が常態化しており、免除制度の周知を含めた「無年金者への対策」に必要な人員が慢性的に不足しているのも事実である。	方策として、①免除申請の方法を簡素化あるいは将来的に不要とすべきであるが、緊急的に免除申請の提出期限を翌年の7月中であることの制限を撤廃すること。 ②国民年金の未納期間、未加入期間を「特例的」な「合算対象期間」として計算し、現在の25年間の受給資格期間を満たさない場合であっても納付された保険料に応じた年金を受け取ることが可能となるように制度変更を行うこと	③複数の年金手帳番号を所持する被保険者が多数存在していたこと。 平成15年ごろ、事業所を転籍する際に前勤務先があることや国民年金の未加入、未納があることを再就職先に知らせたくない、知られたくないことの理由により、再就職ごとに新たな「年金手帳番号」を受付していたために結果として複数の年金手帳番号を交付することとなった被保険者が多数存在していた。	新規番号の交付を行う際に「事業所」「被保険者」に対して照会を行うものの、協力的でない「被保険者」「事業所」があったり、「被保険者」が転職である場合に短期間で離職するケースもあり在籍の間に「基礎年金番号の特定」が困難なケースもあった。このことから、明らかに既に「基礎年金番号」を所持していることの確立が高い被保険者に対しても「健康保険被保険者証の交付の早期の交付の要望」がある場合などは「健康保険」「厚生年金保険」の同時処理の原則から新規発行の番号の交付を行わざるを得なかったこともある。 上記の場合には本人の申出にかかわらず、「基礎年金番号」を職権にて特定し、複数の年金番号を所持しない制度を平成9年の基礎年金番号導入時から開始し、いわゆる「総背番号制」に近い運用を早期に導入すべきであった。 考え方の視点を変えるなら、現在、協会けんぽにおいて一般の「健康保険業務」を実施しているが、保険料の徴収、健康保険の資格確認業務を協会けんぽに完全に移行すればこのような問題の解決に繋がると考える。また、被保険者側に立てば、入社直後はまず「健康保険」に加入したいと考えるのが本来の考え方であるから、入り口を「健康保険」するのも一つの方法ではないか。国民年金の場合は「入り口」は役所の「国民健康保険」の窓口となっている。
3945	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	お客様の質問に対して真摯に対応する。 最後の1件まで明らかにすることは、きわめて困難だと考えます。	年金記録問題が起こる前は、全体像が見えていなかったため、重複番号の問題は、請求時や加入手続き時に確認することで、かなりの件数は整理が可能だと考えていた。 ただし、記録問題が起こるとWM上の記録の誤り等のさまざまな問題がでてきたため、報道されているような完全な解決はきわめて困難だと考えていた。	私の対応 お客様に対しては、苦情も含め真摯に対応する。 書類は膨大な量となったため、とにかく処理を急ぐこと。 経験したことのない業務が多いため、業務誤りに注意した。 問題についての反省点 コンピューター移行時の処理方法 旧記録の保管・管理方法 世の中の情勢の中で、他に方法がなかったと思いますが、準備期間なく、特別便等の大きな事業をしたため、同じ人に何回も郵送物がとどけらてた点は、業務上だけでなくお客様共に時間・費用などもったいない部分があったと思います。
3946	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	ここ最近に起こった問題ではなく、かなり昔からおこっていたことが最近になって明らかになったわけなので、できるだけ早期に解決することが重要と思う。 しかし、あまり急いで杜撰な仕事をするよりも多少時間をかけてでも慎重にするべきだと考える。 (他人の記録を統合してしまうようなことが実際におきているので) まずは年金受給中の高齢者を優先して処理するべきで特に再裁定後の支払を1日でも早くしてあげるべきではないでしょうか。	・基礎年金番号に未統合の記録があることは知っていた。年金受給の申請時に統合すれば特に急ぐ必要もないと思っていた。 ・コンピューターに収録されていない記録があることは最近の報道で知った、業務センターの記録管理のミスだと思っている。 ・オンライン上の記録と台帳の記録が違っているものがあることは資格照会の仕事をしていたときに気がついた。	・記録問題に関してはオンライン化の前の時代のものに多く見られている。 オンライン化以前の記録管理は業務センターに紙ベースで進達していた。氏名変更や重複取消が払出簿に記載されていてもオンライン上の記録が違っていないということは、当時、進達された扇を業務センターできちんと処理をしていなかったことが原因ではないでしょうか？ ・基礎年金番号に統合されていないだけで「消えた年金」などと世間では騒がれていたが社会保険庁は「消えたわけでなく統合されていないだけ。手帳があれば心配する必要などありません。」というような広報をし不安を払拭するべきだったと思う。 ・マスコミ報道のおかげで年金相談室が賑れ上がり、本当に相談の必要な方への対応がおろそかになったのではと感じた。
3947	地方庁	その他(社会保険事務所)、	知りません。	可能な限りの記録の解明を行う。 限界があるため、政治的な判断が必要と考えます。	これほど多くの厚生年金記録等が、カセット表示・特殊記録有等の不備表示がされていると思っていなかった。 新聞等の報道により知った。	記録の不備があることが判明した時点で、本庁・地方庁が情報の共有をし、一体的に取り組みができていればと思う。
3948	地方庁	その他(社会保険事務局)		保管された現有の記録にて解決しうる件については大々的に人員を集約して短期間に回答を行う。 国民年金については「保険料の徴収」に関する各種法令に照らして適法不法であるかの物差しよりも、被保険者が保険料を納付したか否かの基準にて納付記録を扱うべきである。	当初は不正免除問題がクローズアップされたため、不正免除にかかる記録問題であると認識していた。 現在においては納付記録の保管体制の不備に原因が由来すると考えている。 具体的に、過去から蓄積された年金記録不備の像を知ったのは平成19年ごろである。	事務所窓口にて問題に携わった場合はできるだけ多くの情報を教示していただいた上で調査に資するようにした。平成20年より記録調査および回答の業務に携わるようになり応対時の情報獲得の重要性を認識することとなった。 申立内容ごとにサンプルを抽出し調査のパターン化を行い、効率的な調査・回答体制の作成に努めた。
3949	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じません。	一件一件丁寧に確認し組織一丸となって取り組む。		
3950	地方庁	その他(社会保険事務局)				
3951	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3952	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありませんん		統合もれとして認識 マスコミで騒がれてから	本人と思われる記録は、思い出していただくよう促した。 年金請求時に、当人の記録の可能性があってもほとんど無ヒントにもかかわらず回答が完全一致しないと統合しない傾向にあったこと。しかし他人の記録を統合してしまう危険を避けるためなのでその姿勢に誤りがあったとは思わないが、方法を吟味する必要はあったと思う。
3953	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	とにかく人を増やし、内部事務、窓口がスムーズに進むようにしなければならない。ただ人を増やせばいいというわけではなく、OBの方など年金業務の経験のある人に声をかけるべき。キーパンチャーや派遣を増やしても意味がない。	10年前から知っていた。年金裁定時や期間照会業務に必ずありえる問題だった。こちらから事業所名を言えなかったのが原因である。もっとこちらからお客様に対し事業所名を言える体制を決めていればもっと防げていたと思う。	事務所、および事務局の方針とは逆にお客様に事業所名をお伝えしたこともある。
3954	地方庁	その他(社会保険事務所)		今後は基礎年金番号は一人につきひとつであることを周知徹底させる。		
3955	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在進行中の作業を続けるのはもちろんだが、期間調査業務に強い職員を集めて(人事で)集中的に行う方が、早急な解決を図れると思います。	ずさんな管理が原因の問題。知ったのは報道で知りました。	膨大な事務量のため、労働時間の延長により問題の解決を図りました。また、反省点としては、年金記録の管理体制の不備がすべてだと思います。
3956	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	なし。	基礎年金番号に登録されていない記録が約5000万件ある。また、事実と異なる標準報酬訂正や、遡及した資格喪失等様々な問題がある。存在を知ったのは、年金記録問題が明らかになってからである。	年金特別便、年金定期便等の窓口、電話対応、回答の作成を通じて年金記録問題に対応しました。この問題についての反省点とすれば、これまでは、年金裁定時に年金記録を調べればよいという対応であったことを反省すべき。基礎年金番号導入時に国年、厚年手番の調査確認をし、基礎年金番号に登録する作業を今のような体制ですべきであった。また、事実に基づかない報酬の訂正、遡及資格訂正については、コンプライアンスの意識の低さ、ガバナンスの低さが反省

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3957	地方庁	その他(社会保険事務所)		「年金記録問題」の定義が不明ですので、回答しづらいですが、基本的には 現在、行っていることや検討されていること(個別対応)以上は思いつきません。 ①未統合記録(手番、旧台帳)は、文書・電話をし最終的には公表する。 ②いわゆる「消えた年金」問題については、国民年金は一定の基準で救済 する、厚生年金は控除があきらかであれば救済する…等 ただし、政治判断として本人申し立てのとおりすべて救済するというのも方法 のひとつだとは思います。	①未統合記録があるということは、採用当初(平成12年)から知っていました。 ②いわゆる「消えた年金」については、 a)国民年金については、台帳(マイクロ)とオンラインの記録又は領収書が あるのに反映されていないということは、採用後数年たったころには 認識していました b)厚生年金については、記録問題として最近話題になるまで基本的に は知りませんでした	基本的には、 ①未統合記録については、機会があれば整理するよう促していたと思います。 ②いわゆる「消えた年金」などについては、いづれも個別の問題(事務処理の誤り等)であると認識していましたので、あきらかに誤りである場合、訂正する等の対応をしてきたと思います。 問題点については、現時点での判断基準で過去の事象を評価するのは、慎重になるべきだと思います。年金制度自体、厚生年金は戦前から、国民年金は昭和36年から、共済にいたっては明治時代の恩給から始まっている制度だと思いますので、現時点での評価基準でいくと基礎年金番号は国民年金導入時(昭和36年)にとりいれているべきですし、ねんきん定期便も厚生年金導入時からとりいていなければならないと思いますが、当然当時はそうのような認識はなかったと思われますし、現実問題として可能であったのかは疑問です。平成9年の基礎年金番号の導入時できえ、個人情報を国が管理するのか…というような議論があったと思います。歴史的経過があるものに対して評価をくだすのは難しいのでは…との感がいなめません。 ただ、以下の点は当時も配慮すべきだったとは思います。 ①国民年金・厚生年金ともオンライン導入時に突合作業は完全にやるべき であった。 ②国民年金・厚生年金ともに紙台帳は永年保存とすべきであった。 ③厚生年金の番号払出は、厳格に管理すべきであった。 ④国民年金は、市町村の被保険者名簿等は永久保存すべきであった (一定期間後は国に引き継ぐなど) ⑤厚生年金は、事業主の関係書類は永久保存すべきであった (倒産時は引き継ぐなど) しかしながら、上記のとおり歴史的経過(政治的な背景も含む)があり段階的に構築されていったのが現在の年金制度であるので、その当時に物理的(資金的にも)可能であったのかはわからないと思いますが…。 また、国(社会保険事務所)では認識できないものや制度趣旨からは想定外の案件、たとえば、国民年金保険料の着服や厚生年金での事業主の不適正な届出(保険料滞納時の遡及訂正)については、どこまで防止できたのかというのはわからないと思います。
3958	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		早急な解決が必要だが、短時間で行えるものではないため、じっくり腰を据えて取り組むべき問題であり、国民の満足のいく解決には数年では足りないと考えていました。 採用された直後(平成18年4月)に、未統合の年金手帳番号が5000万件あることを知りました。	平常業務を行うにあたり、現役の被保険者記録について、氏名や生年月日の誤り、不適正な資格・報酬の決定がないように気をつけました。 年金相談の際には、受給者がご自身の年金記録について理解・納得された上で裁定請求を行っているものかよく確認するようにしました。 基礎年金番号導入時からの、被保険者や受給者あての年金記録の回答依頼(照会)をもっと積極的に行うべきだったと思います。日ごろから未統合記録の解決に当たって尽力する姿勢が見られ、毎年数百万件ずつでも解決していれば、社会保険庁の解体にまで世論を動かす問題には発展しなかったと考えています。 また、ねんきん特別便の送付にあたっても、同じ受給者に何度も送ることで混乱を招いていたと思います。最初から、お客様が知りたい(知る必要のある)であろう情報をわかりやすく表記したものを作成していれば一度で済んだであろうに、特別便の内容・様式について十分に推敲する時間がなかったものかと残念に感じます。
3959	地方庁	その他(社会保険事務所)	平成9年の基礎年金番号導入以降、年金番号統合のため、郵便を送ったのに、統合されていないという苦情を複数受けました。当時は郵便の事故と思っていましたが、その後、新聞報道で、届いた郵便物を放置して、統合手続きがされていなかったことを知りました。 多数の職員が処分を理由に職を失ってしまう状況ですが、その処分者より、はるかに重大な職務違反でありながら、そのための処分の発表は耳にしていません。	被保険者一人一人の記録を目視して、確認していく必要があると思います。とりわけ、国民年金第3号の記録は、本人が第2号被保険者喪失後の手続きがされていない、夫が失業や65歳到達しているにもかかわらず、第3号被保険者のままになっているというケースが多く、システムで対応できなければ、目視による確認の必要があります。 また、厚生年金記録を記号を入れずに、0000のように認めた当時の対応 や今回せっかく調査により判明したにもかかわらず、記録上は以前の対応と 変わらず、0000のままにしていることも非常に問題であり、記号なり、会社名なりを登録できるようにする必要があります。	複数の年金手番がある被保険者の記録が判明しても、以前は統合処理が できる事務所は現存事務所だけに限られる等のシステム上の制約があり、現場では統合したくてもできませんでした。システム上の制約は改善されてきていますが、本庁の受給時に統合すればいいとの方針が大きな問題だと思います。 また、政府管掌の健康保険との手続きが同時であったため、健康保険証を はやく欲しい会社側が年金手帳を添付せず、現場も通院のため至急欲しいとの要望を受け入れるため、新しい番号を発行してしまったことにも一因があると思います。	判明した別の年金番号について、極力統合手続きはとってきたつもりでいますが、システム上の問題で統合できないものについては、記録を交付して会社より手続きしてもらうよう依頼してきました。 以前の厚生年金保険被保険者証の裏面には「記号番号は、あなたの一生を通じても変わらない、勤務している事業所又は事務所を変えたときは、必ずこの被保険者証を新しい事業主に提出してください。」等の記載があるにもかかわらず、広報もされず、徹底されてこなかったことが問題だと思います。
3960	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		任期付き職員経験が1年半のため、世間で問題となった頃より認識した程度であり、社保事務所に1年以上放置され、山になっている「期間調査依頼」に驚きました。 期間調査実務も一時実施しましたが、その歴史的背景と発生要因について多少なりとも認識できたと思います。	1. 被用者年金制度に関しては「事業主の届出」をベースにした制度である限り、一部大企業や年金制度に習熟した担当者がいる企業を除き、記録問題は大なり小なり発生要因として継続すると考えます。(源泉徴収をベースとした所得管理体制と連携付けが必要と思います) 現在の職務においては、適用事業所に対して、各種届書の不備指摘を通じ、実務指導を積極的に実施しています。 2. 被保険者自体の自立性が低く(国まかせ、会社まかせ)、一方、国として「社会保険制度」自体の啓蒙教育が過去から貧弱である。 制度改革に沿って、「社会保険制度教育」を10代の世代から強化し、個人の自立性を育成すべきである。
3961	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金裁定時に整備すればよいという認識であった。 入庁時より期間照会業務があったため、未統合の記録が存在することは知っていたが、当時は問題とは思わなかった。	
3962	地方庁	その他(社会保険事務所)		最重要課題として重点的な人員配置。	記録問題の存在を知ったのは報道により。	組織内で問題意識が無かったこと。また大きな問題となることを予見しながら、外部から指摘があるまで組織全体で解決策を見出せなかったこと。
3963	地方庁	その他(社会保険事務所)			窓口相談で、特別便が届いて来所された方は、比較的早く解決してますが、郵送で返事を出された方は、まだ結果が来ない事で、不信感をいだいていると思われます。 平成19年10月位に知りました。	窓口相談の為、お客様の立場になって対応しています。 記録をコンピューター化した時に、確認を怠ったみだと思います。
3964	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	わかりません。とにかく徹底調査するしかないでしょう。お客様からの答えを待つのではなく、こちらから調査しないと。けど遅すぎると思います。平成19年に発覚したときから調査していれば。	社会保険に勤めたときから。こんないい加減なやり方でいいのかと思った。住所の確認及び名簿の氏名にカナをふる等当たり前のことをしていればと思いますが。	まず、平成19年の5000万件の発覚時にお客様に期間調査を出させたことが、事務所の混乱を招いたと思います。それとあわててねんきん特別便を送らずに調査をしてから(カセットは未開放のままだし、船員保険は仮番号のままだし)であれば、ちょっとはカッコついたと思いますが。何回も再裁定させるお客様に申し訳なくて。
3965	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	信頼をそていただくには、1件1件懇切丁寧に対応し、国民の皆様に納得・安心していただくことが大事だと思います。	年金記録問題は国民の皆様の信頼を損なうものであり、非常に残念な管理の仕方であった。 被保険者、受給者の皆様に正しい記録を結びつけていくことが大事であり、お一人お一人に納得していただくように対応しなければならない。 記録は本庁において、確実に管理されていると思っていたので、問題がおきたときに初めて知っ	被保険者、受給者の皆様に正しい記録を結びつけていくことが大事であり、お一人お一人に納得していただくように丁寧に対応してきた。 国民の皆様の信頼回復が1番。信頼されないと色々と仕事もやりにくい。
3966	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金記録問題は社会保険制度の存続自体を揺るがすほどの問題になると思いました。この制度は、国民の信頼をなくしては成り立たない制度なので人心が離れてしまえば納付率は勿論、制度自体に影響が出ることは間違いないからです。私は、国民年金課に在籍していた時に、窓口で記録が抜けていると被保険者から問合せがあった際に旧台帳を調べた結果、旧台帳の納付記録とオンラインの納付記録に相違があったことで、そういったことがあることを知りました。	問合せや今あある問題について、一つひとつを丁寧に、またより正確に対応していくことを意識しました。現時点での反省点を挙げるなら、法改正によるシステムの対応が遅く、それによる膨大な量を質の維持を計りながら手管理で行わなければならないことです。システムの構築が早急に必要だと思います。
3967	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	無し	手作業で1人づつつぶす以外ないと考えます。	旧台帳切替時に満遍方法・記載方法で疑問をもった。	まだ入社して日が浅かったので意見は言えませんでした。
3968	地方庁	その他(社会保険事務所)		厚年のカセットオープンを、旧台で可能な範囲ですべて行う。 厚年台帳を保管する事務所・事務局への他庁照会ができるように戻す。(各事務所ごとに類似事業所や台帳の見方のノウハウがあるが、それが全国で共有されていない状況では、他庁照会するのに比べて、080だけでは調査が不十分になる可能性があるため。) この2点は必要だと考えます。	問題を認識したのはメディアで取り上げられてからです。	一つ一つ丁寧に照会に対応し、また日々の業務を正確丁寧に行っていくことが重要だと考えています。
3969	地方庁	社会保険事務所長	ございません。	これまでは、特別便により国民の皆様からお申し出を頂いていわゆる五千万件にアクセスしていただきましたが、ひとつのやり方として、未統合記録で今後解明を図らなければならない記録を一覧にしてはどうでしょうか。 一つ一つつぶしていくしかないと考えます。	基礎番号導入前の、制度上の問題もあるかと考えますが、保険料を納入したにも関わらず、給付に反映しない記録があったことは社会保険庁に対する信頼を著しく損なうことであり、大変残念です。	来所される全てのお客様が、納得し、安心していただけるよう、窓口対応やその後の調査に万全を期してきました。 問題が発生した場合は先送りをしないで、その都度に対応することが最善と考えます。
3970	地方庁	社会保険事務所課長級以上			基礎年金番号に登録されていない番号が多数あることは認識していた。	被保険者が年金請求や資格取得する際に個人的に補正するしか方法はなかった。社会保険庁全体で公表宣伝活動をしなければ解決はしないとは思っていた
3971	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	本人の申出は必要であり、今行っている方法以外は思いつきません。	非常に重要な問題ではあると思うが、記録の管理方法には歴史的背景があり、その時々の最善の管理方法を行ってきたと考えます。 被保険者の年金加入に対しての加入意識が低かったことも一因とも考えます。	個人情報保護の観点から、本人の申出が不可欠であり相談には懇切丁寧な対応を行うと供に伝えられる範囲の情報は伝える用にしてきました。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3972	地方庁	その他(社会保険事務所)			社会保険庁の年金管理のずさんさから、正しい給付を受けられない大変無責任なことだと思う。早急に正常な記録にしなければならない問題と認識していました。年金特別便送付後の大量な照会を受けてから。	照会者あて一日でも早く回答し、訂正が必要な方には正しい給付額を支給しようとしました。特別便も完了していないなかで、定期便も送付し両方から照会を受けている。後から後からいろいろな物を庁から送付され、現場は振り回された。もっとよく検討し、国民の立場に立った上で現場が対応できるような体制を今後よく考えてもらいたい。
3973	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3974	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	本人からの記録申出については、ある程度整合性がある内容を申し立てれば記録を復活しても良いと思う。(領収書等がない場合でも) そして一日でも早く年金を支給すること。	基礎年金番号に結びついていない約5，000万件の記録を最後の1件まで調査回答することが出来るのか、しかし本人記録と結びつく限りお調べしなければならない。 年金記録問題が国会で取り上げられる事になった頃。	お客様からの職歴内容を詳しく聞き取る中で昔の事を思い出してもらい、その上で記録調査する。 年金受給者で高齢の方については、何十年も昔の事は忘れてしまっているので年金請求時にもう少し記録調査をしていればこれほど誰とも分からない年金記録をなかったと思う。お客様第一
3975	地方庁	その他(社会保険事務所)		一人ひとりの職員が草の根的に、謝罪をし続ける。	ありえない話だと思っていた。実際にあって驚いている。「消えた年金」といわれ始めた頃から、初めて知った。	窓口来訪の際、電話応対の際、草の根的に社会保険庁の信頼を回復すべく謝罪を行うようにした。現存の資格取得受理の際も、必ず基礎年金番号を確定し、疑重複を出さないように窓口確認を徹底した。事業所にもその意識を持ってもらうよう説明を心がけた。
3976	地方庁	その他(社会保険事務所)	特別に知りえていることはございません。	早めに見切りをつけるべきと思います。現在未確認のものは、ご本人の記憶による確認ができないものがほとんどではないかと思いますし、あいまいな状態での統合はすべきではないと思います。 対費用効果等を考えた場合、どこまでやるべきか悩むところであります。	年金の受給手続きの際にご本人の記憶があいまいで統合できない記録があることは分かっておりましたが、別人の記録を統合してしまう危険性を考えると会社名が確認できない場合は統合することができません。また、窓口での確認の際に会社名を思い出せないし、受給が遅くなるのは困るからそのまま処理を進めてくださいとおっしゃるお客様もいらっしゃいます。その際には思い出せたら再度追加できますので申し出てくださいという対応をしていたものと思います。当時はなりすましの危険性から具体的な会社名を伝えた上での確認はしていませんでしたが、方法としては正しかったものと考えております。	年金裁定請求時の確認をいかにしっかりやるかだと思いますが、当時のシステムの状況と人員配置では限界があったものと思います。 反省点としましては、オンライン切り替え当時に対費用効果を考えたということなのでしょうが、本来やるべきことをしっかりやってこなかったということではないのでしょうか。オンラインが完成して20年もたってから、今回のように人手と金をかけるくらいなら、もっと以前から金をかけてシステムや体制の整備をしていれば、このような状況にはならなかったのではないかと思いますし、費用的にも少なくて済んだものと思います。
3977	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	テレビコマーシャルのような形式での広報活動、例えば「定期便は返送されましたでしょうか？」広報。	厚生年金等と国民年金の手帳番号の統合の問題と認識していた。平成18年から19年頃にかけて知った。	届書処理時の手帳番号等の確認を徹底する。反省点としては、基礎年金番号導入時点でもっとPRして段階的にではなく統合を図るべきであったと考えます。
3978	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	とにかく皆で頑張っていくしかないと思います。	平成19年ごろ、国会で追及されたり、新聞やテレビで取り上げるようになってから知りました。まだ、社会保険事務所に勤める前です。	興味を持ったのは確かです。それが年金特別便のコールセンターに勤めることになり、いま、社会保険事務所で働いていることにつながっているように思います。いままで年金について考えたこともなかった私にとって、いろいろ知りたいと思うようようになりました。
3979	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	一件残らず解明していく。	知った時期：2年前起こるべきしておきた問題	一人一人懇切丁寧に対応する。 全国民対象の問題なのに対応人数が少ないため対応できてない。
3980	地方庁	その他(社会保険事務所)			知ったのは、メディアで報道または職場での連絡として。 年金制度ができた時、まだ、制度が不完全だったため、さまざまな制度が変わっていった。変わっていく制度に、ひとつひとつの対応が不十分だったためおこったもの。	起きた問題について、なぜこうなったのか、これからどうゆう手続きが必要なのかをわかりやすく説明すること。 基礎年金制度ができたとき、通知を送り回答があれば登録といったもの そのころは、あまり年金制度についても関心がなく、今思えばあまりにも、楽観的な対応だとおもいます。
3981	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	システムを改善するしかないと考えます。	大変深刻な問題と思います。 知ったのは、平成18年頃です。	業務の最優先事項とし、迅速に対応しようとしました。 長年の怠慢、意識の低さ、制度自体の問題などでしょうか。
3982	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	1件、1件、丁寧に対応していくしかないと思います。	年金記録問題は「今までお預かりしたお客様の記録が適切に管理されていなかった」と改めて認識しました。 問題の存在を知ったのは、報道等で騒がれたときです。	この問題を踏まえ、自分に何ができるかを問いました。 また、現時点でみた場合の反省点は、 ・お客様と接する現場経験が少なく専門的な知識が乏しい方々が安易な指示等をした点。 ・長年に渡り蓄積されていたこの問題を、その場凌ぎで乗り越えられると判断した点。 ・歴史的経過のある原因(手書き管理⇒機械化した時点の誤り等)の対応が適切でなかった点。 が挙げられると思います。
3983	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	地道に突合せしていくしかない。	厚年手番に氏名、生年月日しか記載がなく、また、名無しの手番が存在することなど、記録の持ち主の特定が困難であろうと感じていた。	転職の多い方など、その会社に勤務したことすら覚えていない方が多数見受けられ、管理されている記録自体に不備が多すぎることからお客様の記憶に頼るほかないと考えていた。 国民の年金記録を管理するうえで、あまりにもお粗末であり、国は年金制度そのものを軽んじていたのではないかと思わざるを得ない。
3984	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	多くの人員を配置し、自宅訪問や電話案内を随時行う。	2年前マスコミが騒いでいたのを見て知った。 事務所にお客様があふれているのを見て、実感した。 お客様の基礎年金番号に勤務していたはずの、または納付していたはずの記録の手番が残っており、記録として収録されていないものが多数ある、との認識。	電話で問い合わせの方には極力その場で本人のものと確認していただくよう努めた。 はじめは、あまりヒントも与えないで自分の記録とわかっていただくスタートだったようにおもう。
3985	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3986	地方庁	その他(社会保険事務所)	問題解決のため努力しているのは一部職員だけであり、意識のない職員が多い	担当者の意見を十分に聞いた所長が指揮監督のもと、各々の実情にあった形で進めていく。事務局の指示を受けてもやりにくくて仕方ない	基礎年金番号導入時の考えの甘さが生んだ問題。基礎年金番号導入の平成9年から想定できた。	どうしようもない。裁定請求時のチェックを厳しくするとともに、氏名検索でHITするよう、カセットがオープンされていないようなものはすぐに閉く
3987	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	検索システムの改善。	納付保険料が受給に反映されていないことを考えますと、大変な問題だと思います。	本人様の記憶が頼りになるので、なるべく丁寧に思い出していただくよう努めました。早い段階で取り組むべきであったと思います。
3988	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にないです。		平成9年1月より基礎年金番号が導入され 過去に複数番号をもっていた人でも年金を請求する歳になるまでには 最終的には統合になって解決することになるから時間はかかるだろうけど なんとかなると思っていました。 どんな人でも自分の過去の職歴とかはしっかり覚えているものだと おもってましたが いろいろ勤めたことのあるひとがいかに多いかってことに気がつきました。 終身雇用されていると そんなに大きな問題にならなかったのではないかと思います。	電話や窓口等なるべくたくさんの人と接し 5000万件の解決を1件でも多く解決するために がんばってきました。 現時点の反省点は 平成9年1月にもっと大きく取り上げてしっかりやるべきだったと思います。
3989	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	社会保険庁だけでは解決できる問題ではないと思いますので、全国民の協力が必要だと思います。	重大な誤りであると認識しておりました。平成17年くらいだと思います。	時間外労働・休日出勤をし、早期解決に向けて努力しました。 組織解体、職員の処分といった年金記録問題の責任者探しが議論され、解決に向けての議論がされなかったことが現場の混乱を招いたと思います。
3990	地方庁	その他(社会保険事務所)			私は、年金記録の問題を知ったのは、平成16年頃です。 現在、在籍していますが、年金記録の問題は、お客様の信頼を回復するための、大きな課題であり、さまざまな問題や理由があるで、一概には申し上げれませんが、年金記録問題が発生する以前は、個人個人が保険料を納めているにもかかわらず、国民年金厚生年金の年金制度が現在と比較して、周知されていなかったと思います。	お客様の話をよく聞く。 出来る限り、お客様の立場に立って、考えて話す。 苦情の窓口は私達社員に責任感をもつ。 上記を心がけています。
3991	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		平成9年に基礎番号を導入した時に徹底的に調べて統合すべきだったと思います。国民の皆様にPRすべきだったと思います。	職場が変わるたびに新い番号をとっていたのが今になって大変になっていると思います。記録は正確に探して統合させていく必要があり、年金の信頼回復に努めたいと考えています。
3992	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	現在行っている定期便のように、被保険者及び年金受給者に対し本人の記録を定期的にご確認いただくことが重要だと思います。 また、現在の年金記録問題とは別の問題で、法人事業所等の未適用及び適用事業所における被保険者の未加入の問題があると思いますが、これも早い時期に何とか手を打つ必要があると思います。当係や社会保険事務所にも会社が社会保険を作ってくれないなどの相談があります。これらについては、現行、最終的には警察当局に告発という道しかありませんが、警察当局も中々動いてくれないのが現状だと思います。また、このような場合、社会保険においては事業所に対する「調査権」はあるが「捜索権」がないなど、悪質事業所に対抗するのが困難な状況にあります。 このようなことから、社会保険においても「捜索権」を付与するとか、悪質な場合は検察庁に送検	基礎年金番号が導入されるまでは、例えば、厚生年金の番号を複数保有している者は相当数いたのではないかと思います。今回の問題は、平成9年に基礎年金番号を導入後、基礎年金番号に結びついていない手番が相当数あることを公表し、早い時期に積極的に基礎年金番号に結びつける方策を行わなかったことが、大きな問題だろうと思います。 この問題を知ったのは、「消えた年金」ということで、報道されてからです。	特に個人的な対応はありません。 また、反省点としては、(8)に述べたようなことです。
3993	地方庁	その他(社会保険事務所)	知られているかいないかわかりませんが、生命保険会社で働いたことがないお客様から知人に名前を貸してほしい旨あり知らない間に厚年に加入となっているケースが以前かなりありました。	統合できない手番を理由とともに管理するなどです。	一番初めは、単なる基番への手番統合もれ(手続きもれ)や、生保への名前貸しの厚年期間が大半であると思いました。 しかし、WMにも収録されていない記録があんなにあるとは思いもしませんでした。 このような問題が存在するとわかったのは最初の報道からしばらくしてからであったと思います。	WM収録や窓口、電話で確認作業等対応しました。 ひとつの記録がお客様にとってはかけがえのないものであるという、あたりまえの気持ちがたりなかったとしか思えません。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3994	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくにないと思う。	まずは現在滞留している照会申出を早期に本人に回答することが先決だと思う。国民の関心の高い問題なので早期解決に向けて、知識と経験のある職員をもっと記録調査部門に集めてみてはどうかと思う。	採用時(平成14年)から給付課で仕事をしていたとき、裁定時に090等氏名検索で、未統合の記録が存在することを知り、裁定する前に記録の整備をしておくような仕組みがあったほうがいいのでは?と思っていた。 ただ今の定期便等を行うには予算も必要であるため困難であろうと思っていた。 ウインドウマシーンに収録の記録以外の台帳等があることは、報道等があるまで知らなかった。 国民年金に関しても、マイクロ等とウインドウマシーンの相違があると知ったのは、実際に記録照会業務に携わった18年ごろであった。	窓口においては、特別便が始まった際、被保険者より記録に少しでも疑問があるようであれば、記録申出の提出を含めて詳細に聞き取りをするよう心がけた。国民年金記録照会業務に関しては、古い記録に関しては、これまで変更されてきた事務処理の方法や制度の変遷などを知った上司の協力が必要なケースが多いため協力を求めた。 反省点については、過去の様々な業務に対する怠慢があったのだろうという思いがひとつある。また、膨大な記録を管理していくうえである程度のミスは生まれるもので、それを積極的に解消するための施策を社会保険庁から積極的に行っていけたらよかったのにと思う。 特別便等の対応が後手後手となり、様々な事務処理誤り等によりさらに年金不振を招いていったことは、反省点であり残念だと感じる。
3995	地方庁	社会保険事務所課長級以上	国民年金業務課に採用された当時(昭和60年代)、資格記録を訂正等する際、納付記録変換処理がされていないと処理ができないが、台帳等を確認せず、納付を前詰めでいいと言われ処理をしていました。 また、基礎年金番号ができた以降、重複訂正処理(平成14年頃)をした際、マイクロが無い場合、被保険者の有利な方法で納付記録変換処理で行うと言われ処理していました。	5千万件のうち国民年金記録を解決するには、国民年金の被保険者台帳とオンライン手番者の氏名の確認からする必要があると思います。 オンライン記録の国民年金の保管庁と実際の保管庁に相違ある記録が多数あるので、確認する必要があると思います。	基礎年金番号が出来た際、他に手番がないか回答をとっていたが、手番の記録は何れ年金請求時にわかるから手番をそのままにしていた。 年金相談や年金請求時に氏名検索して該当記録があっても、被保険者から思い出さないと教えないことに問題あると思っていた。 国民年金台帳を廃棄したことに問題あると思いました。また、特殊記録有以外マイクロにしなかったことにも問題がある。	年金相談等に来所された際、常に氏名索引による記録を確認していれば、5千万はなかったと思います。
3996	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	職員の増員	年金制度を揺るがす大きな問題だと認識している。 おそらく、5～6年前知ったと思う。	お客様の信頼を少しでも回復するため、誠心誠意、相談業務をしている。 記録が判明し年金額が増額したにもかかわらず、実際の支払いが、めちゃくちゃ遅い。
3997	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	超法規的救済ができれば、それにこしたことはない。 現状では、予算、人員的に無理があるのでできないと考える。	年金制度の根幹を揺るがす問題だと認識している。 平成17年から、記録管理部門に配属になったときに、他手番統合を促す 「過去記録の整理」事業を携わったころから、常々疑問に思っていた。	個人個人の記録の大切さ、記録の一つ一つの解決に向け、特別便事業の対応を業務として努めてきた。 短期間で行う事業ではない、じっくり時間をかけないと、解決できない事例もある。 でも、高齢者ののこされた時間は限られているので、効率的に処理しなければならない。現役世代よりも高齢者優先の度合いを増やすべきである。 広報、認知に努める必要もこれからは、重要だと思う。
3998	地方庁	その他(社会保険事務所)	庁LANの掲示板にも投稿されていた方がいましたが、「ねんきん定期便」の標準報酬にかかる照会で保険料納付額が1円違うという申し出がありました。「ねんきん定期便」の保険料納付額(被保険者負担分)が全て端数を切り捨てた額で掲載されており、厚生年金保険の保険料額表に記載されております保険料の端数が出た場合の取扱いの内容からすると、回答の仕方に苦慮しているところです。	システムの改善か、端数の取扱を変えるかになるかと思うのですが、「ねんきん定期便」の保険料納付額の部分に、料額表に記載されている説明文を記載することが必要ではないかと思います。	基礎年金番号への手番統合漏れは、健保・厚年の資格取得届の手続きの際に、統合の書類を併せて受付するケースがあったので、ある程度は考えられるかもしれませんが、手番で氏名や生年月日がわからないようなケースなど、その他のケースも含めて5,000万件といわれるようなことは、年金記録問題として出るまではわかりませんでした。	「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」を通じて、一人でも多くの方の記録を見つけ出す意識をもって、掲示板に掲載されてます期間照会業務のノウハウなど、できうる限りスキルアップできるよう努力しながら、対応してきたつもりです。今後このようなことが起こらないためには、システムの改善もさることながら、組織全体の情報と意識の共有化が一問回られることが必要だと思います。 あと「ねんきん定期便」の標準報酬にかかる事業については、適用調査課にて対応してるのですが、今後重点事業である適用事業所の総合調査や未適用事業所の適用促進を実施しながら対応していくのは、非常に難しいと思いますので、集約室などのチームを立ち上げて集中的に取り
3999	地方庁	その他(社会保険事務所)			受給者が当然に受給すべき金額を受給できていないとすれば、受給者に多大な影響を与え、ご迷惑をかける大変な問題と認識。「宙に浮いた年金」があるといわれた報道等がされたころにその問題の存在を知った。	現在は、窓口での給付担当なので、氏名索引など気をつけながら行い、ご本人にも記録の確認を念を押すように行っている。 年金が受給者の生活の基盤になるという意識が以前は少し欠けていたのではと考える。報道などで年金が問題化するより前から自分たちで認識し早めの対応をとっていれば、今の状態は避けられたかもしれないと考えられる。そこが反省点として挙げられると思う。
4000	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			届書から台帳への記載、台帳からオンラインへの切り替え時など、二重にチェックするなど、事務処理に慎重さが不足していたのではないかと思います。	事務処理体制を早期に確立して対応に当たれなかったので、すべてに後手に回ってしまい、大量に積み残しをしてしまいました。
4001	地方庁	その他(社会保険事務所)				
4002	地方庁	その他(社会保険事務所)	特段ないです。	件数は多いですが、一件一件丁寧に確認していくしかないと思います。	紙台帳から記録をコンピューターに移す際に、手間を惜しまず適正に処理すべきだったと思います。記録問題が発生し、報道で当時の処理状況を知りました。適用課所属の際には、取得届の処理の際に生じる疑義等で、新たに基礎年金を付番するのは問題だと認識していました。	根本的な記録問題については、一件一件ご本人様から情報を頂き、時間をかけて紙台帳を調べていくしかないと思います。疑義等については、新たに基礎年金を付番して複数の番号を持たないように、処理の際には電話で確認するなど対応しておりました。
4003	地方庁	その他(社会保険事務所)	ございません。	短絡的かもしてませんが、記録を見つけるのも、年金をお支払するのも、作業する人が不足していると思います。	5千万件の未統合の話が公になった時は、今までの基礎年金番号がなかった制度から考えるとやむをえないと思いましたが、旧台帳の記録等、WMでも確認できない記録があることが分かった時は落胆しました。 問題が存在すると認識したのは、公になってからです。	今までは、WMの記録が完全だったと思っていましたが、昔の名簿等を確認することは大事だと思っています。まだまだ未統合記録は多いですが、申立以外の本人記録があるかもしれないので合わせて、1件1件解決していく姿勢で対応、処理をしています。 反省点としたは、紙台帳から機械化するときに、きちんと移行できていなかったことが一番の要因だと思います。
4004	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし		制度の複雑さと職員の年金記録を扱っていることへの意識が少し欠けていたことに起因していると考えます。年金記録問題が存在することは、マスコミ等で取り上げられて初めて認識しました。	全所体制で特別便のお客様対応をしましたが、被保険者・受給者にとっての 大切な年金記録であることを心に留め、調査にあたっても市町村照会やマイクロ等でできる限り納付記録があるかどうか確認に努めました。 反省点としては長い歳月による職員の年金に対する意識の低さがあると思います。
4005	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	不明	支払った年金が記録管理上の問題から年金額に反映されない問題と認識していました。 マスコミ等で大々的に公表されてから。	年金相談等の窓口で説明したり、照会を受けたり、照会票に基づき丁寧に対応したつもりですが、記録が見つからなかったり、回答に時間が係り迷惑、心配をおかけしました。進捗について遅くなる場合はその旨説明文書でも出しておけばよかったではないかと考えます。
4006	地方庁	その他(社会保険事務所)	無し	記録問題の解決のためには定期便や特別便の処理対応に人員を多く投入する。期間調査をするにあたってそれぞれの地域の事業所の過去の事情や移り変わりに精通した人物を配置し多くの人員の調査スピード及び精度のレベルアップをはかる。	未統合の年金加入記録できるだけ統合はするが、年金請求時に登録をすれば大丈夫といったような風潮があったが問題があるとは感じていた。不確かですが平成19年度初頭に年金実務の冊子に未統合の手帳番号の件数が掲載されていて認識したと思います。	当時は相談の中で未統合の年金手帳番号があれば、氏名変更、記録統合等の用紙を送付し提出を求めていた。現時点ではやはり平成9年の基礎年金番号精度発足時がかなり重要だったと思います。手帳番号統合勧誤業務や広報等にもっと力をいれて取り組むべきであったと考えます。
4007	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金記録の総点検の実施	平成19年頃の報道により知った。	社会問題になる前に、計画的に記録の整備を行うべきだったと思う。
4008	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特別便、定期便により、迅速・正確な調査を行ない、受給者に対してはより早い年金の精算に努める。	この問題が存在することを知ったのは3年位前ですが、オンライン化の際、紙台帳からコンピューターに移行する処理の杜撰さによるものと思われます。未統合記録については、平成9年基礎年金番号が付番された際、確認不足で統合されなかった記録が残ってしまっていると思われます。	国民の信頼を回復すべく、特別便、定期便より1件ずつ正確、迅速に記録の確認をし、統合するよう努力しています。窓口、電話対応もお客様に理解を得られるよう、わかりやすく説明するよう心掛けております。誤りのないよう注意して事務処理をしておりますが、さらにきめ細やかなチェック体制の確立が肝要と思います。
4009	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にわかりません	的確な人員配置を行い、最後の一人が終わるまで徹底的に調査、照会作業を行う。	年金加入し、本来年金受給できるはずの加入記録が抜けており、受給者に直接被害を及ぼした、又、今後年金受給する被保険者に対しても不安を与えた重大な問題である。 存在を知ったのは、国会等で取り上げられ、大体的に騒動となった頃だと思います。	事務所に来所、電話にて照会をいただいたお客様に対して真摯に向き合い、些細なことでも話を伺い、確実に一刻も早く年金記録が判明するように対応を行いました。 反省点としては、年金記録判明後の回答を送付するまでの時間が長くかかっていること、受給者の方で再裁定が必要な場合の再裁定処理の遅れによる正当な受給金額の支給が遅れたことが反省点として挙げられると思います。
4010	地方庁	その他(社会保険事務所)		増員。	報道で知りました。	社会保険庁のデーター管理が反省点だと思いました。
4011	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	年金記録について、世間一般に知られていない問題は存じていません。		年金記録問題は非常に複雑な要素がいくつも絡んでおり、深刻な問題と認識している。問題として認識した時期については、何年頃とは明確ではありません。	この年金記録問題を解決し、国民の信用を得る年金制度にしなければならないと考え、早期に年金記録整備をしようとした。年金記録問題については、先を見据えて運営しなければならず、年金記録の管理方法(制度および時代背景も含め)が未熟なものであったと考えられる。
4012	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	1件1件確実に地道に処理していく。	資格記録等はすべての原点ですから重要な事と認識し業務をしていました。 問題が存在することを知ったのは、報道されるようになってからです。	すべての事に対して責任ある行動(仕事)をする。 反省点としては、身の回りの仕事はそれなりにこなしていましたが課係の枠組みを超えた取り組みがもっとできたのではないかと思います。
4013	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		昭和61年から数年業務課に所属していましたが、取得届処理の際、同姓同名があるにもかかわらず、確認もせず新規番号を払い出している事務所があると聞きました。(関東方面)これではどんどん番号が増えてしまうと憤りを感じました。	疑重複があれば必ず確認していました。 年金請求時など機会あるごとに、旧姓も含め確認するようにしていました。
4014	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。		問題として認識したのは、平成19年6月頃でした。 社会保険庁にも悪い部分は当然にあると考えておりますが、社会保険庁だけの問題ではないのではないかと思う部分もありました。社会保険庁、各自治体、適用事業所、被保険者自身、制度	相談されるお客様お一人お一人の記録を、地道に対応していくしかないと考えております。
4015	地方庁	その他(社会保険事務所)				
4016	地方庁	その他(社会保険事務所)			私は昨年採用していただいたので、詳細を知ったのはそれ以後です。 これほど国民の皆様に不信感を抱かせてしまい、記録問題が解決するのは並大抵ではないことだと感じながら業務をこなしていました。	窓口では常に誠実な対応を心がけ、特別便等の回答の作成にも、通常業務をこなしながら可能なかぎり取り組みました。 職員一人一人の対応や処理の仕方が統一できていなかったり、認識が不足していた部分もあったと思います。それが処理の遅れにつながり、再び国民の皆様の信頼を失うことにつながっていると思います。
4017	地方庁	その他(社会保険事務所)	・台帳から電算化の移行のさいに漏れが多い ・年金記録が本人のものと確定してるのに、放置しているケースが多い	・二重三重のチックが必要	年金記録問題は、老後の生活生計においてとても重要な問題であると思います。 入社してすぐです。	・相談に来所される方のお話を、よく聞くことが大事である。 ・職員の年金知識の教育が足りない。
4018	地方庁	その他(社会保険事務所)			記録問題報道後に入所しました	入金が遅いとの問い合わせが多数あります。 特に受給者当人の立場にたつと、とにかく丁寧に迅速な対応しかないと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4019	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	(6)での回答が「特になし」のため、回答なし。	国民的関心事であると認識していた。マスコミが大々的に報道するようになってから知るようになった。	特別便等で来所された方につきましては、お話をよく聞き、説明をし検索及び調査を行い、なるべくその場で結果(回答)を出すようにしていた。 基礎年金スタート時に大規模事務所などでは、疑重複が出ても強制符番を行っていたが、全事務所あげて議長脱調査を行っていれば、少しは変わっていたのではないか。
4020	地方庁	その他(社会保険事務局)	報道等されている問題以外のことは存じません。	これまで行ってきた名寄せ作業等を今後も継続して、国民のみなさんにご協力いただくしかないと思う。また年金制度の抜本的な改正が必要だと思う。	私を含め社会保険行政に携わってきた者の怠慢、年金制度自体の問題、国民の年金に対する無関心、記録管理システムの稚拙さ等のさまざまな事象が長年蓄積された結果生じた問題。 あれほど多くの未統合の手番が存在していたことを知らず、連日報道されるまで、問題としての認識はなかった。	今回の問題を真摯に受け止め、窓口・電話等で相談を受け、記録に不備があるとの申し出を受けた場合は、徹底的に調査を行うこと以外には対応する術はなかった。 定期的に年金記録の確認を被保険者、年金受給者にしてもらうべきであったと思う。基礎年金番号ができた際がいい機会であったと思いますが、手元の年金番号の確認のみで終わってしまったこと。また、年金制度そのものが複雑で、国民の関心を向けさせることが難しいこと。
4021	地方庁	社会保険事務所課長級以上			基礎年金番号導入時に同制度(特に厚年)で手番を重複して払い出されている者が多く存在していることを認識したが、その時は未統合手番がこれほど存在するとは思ってもみず、裁定請求時に統合されるものだと思っていた。	基礎年金番号導入時は、国民年金業務を担当しており、加入、種別変更等の契機にはできるだけ手番を確認し基礎年金番号への統合を心がけたつもりであるが、これだけ未統合の記録が存在する現状を考えると対応が不十分であったと思う。また、組織として基礎年金番号導入時に対策を組むべきであったし、もっと広報すべきであったと思う。
4022	地方庁	その他(社会保険事務所)				
4023	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成9年1月の基礎年金番号導入時に、対応しておくべき問題であり、その当時、何故、記録をきれいにしていかないのか、疑問を持ち、先輩等に聞いたところ、「本人の記録であるかどうかは、こちらが決める訳にはいかないため、年金請求の時に確認していくしかない。」と教わっていました。 また、特殊台帳やマイクロで保管されているウインドウマシーン(WM)で見られない記録がこんなにあることは、この問題が出るまで知りませんでした。 WMでの記録も、当時打ち込んだ方々がバイト等の方で、あいまいなものは、適当に入力がされていたようなことも、報道で知りました。	「出来得る限り調査確認をし、本人記録と特定できるものは、ご本人の記録として統合し、一人でも多く、自分の記録は間違いないという方を増やそう」と思い、対応してきました。 また、わかる範囲で状況(お支払いいただける期間であったのか、手続きの時期、厚生年金適用事業所となっていた会社かどうか、任意加入等の制度や制度開始の時期)を説明し、納得いただこうと思いました。たとえば、国民年金で2年以上遡って手続きをした場合、2年2ヶ月以前の保険料は払いたくても払えなかったのに、払ったというお客様が相談にみえた時など。 一方で、本人と確認できない記録を、他人の記録に統合しないように、注意を払うようにしました。 (反省点) ・今までの年金請求時における、お一人お一人への確認作業が不十分であったこと。 ・お客様の「一円でも多くの年金を受け取りたい」という切実な思いに対する対応が不十分であった。 ・それまでのお客様への対応の悪さ、横柄さ等が前提にあったのかもしれない。 ・WMに反映できていない記録を放っておいたこと。(今も、カセット照会「健保届出コード930」や保存記録復旧「国年届出コード911」をしないと確認できない記録があり、特別便等の回答に時間を要している。) ・「国民一人に一つの番号」と基礎年金番号を導入した際の、広報、周知不足。 ・勤めている職員への情報提供の遅さや情報提供の無さ。(新聞やテレビでの報道により情報を得てから、本庁からの指示がくる状態。)
4024	地方庁	その他(社会保険事務所)				
4025	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
4026	地方庁	その他(社会保険事務所)			10年前に年金給付課に在籍していたときに、裁定請求書の審査時に手番がけっこうあると思いました。また厚生年金で手番も起こされていない記録があることもそこで知りました。いずれ問題にはなるんじゃないかとは思っていました。	年金給付課在籍時からできるだけ本人の記録に結びつける為、本人と連絡をとったりして統合を進めてきました。その後国民年金課に異動したときも、手帳が2つある場合は統合をうながしたり、集合徴収等で相談時に判明したものは統合したりと本人の記録の整備を進めてきました。それでもこれだけの数がのこってしまったのは、やはり、厚生年金、国民年金の取得時に安易に番号を払出していたところにも問題があったと思います。最近思うのはやはり、年金制度自体を国民が知らなさすぎるところもあると思います。教育の中に取り入れたりしていくことも今後重要だ
4027	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		2年くらい前	電話、窓口の対応をしっかりし、相談に来られる方に納得していただくことに努めました。
4028	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	ここまでの「問題」とされてしまった現状では、正直解決策はわかりません。 ただ、いまだにWMに表示されない記録(旧台帳など)があるということは、今後も相当の時間がかかってしまうと思います。 それならば、特別便で「もれ」や「間違い」があるとされた方の記録が整備されない状態で定期便を出すよりも、特別便の記録整備が一通り済んだ時点で定期便を出すほうが、信頼回復につながるように思います。	今から15年位前だと思いますが、年金相談の窓口で、お客様の記録を確認していたとき名前も生年月日も入っていない記録があることに気がつきました。 この記録はどうやって確認し、年金に結びつけるのか当時の仲間と話し合ったことがありました。 今にして思えば、これが"宙に浮いた"記録だったのかと思っています。 ただ、その時も、以降もこのままにしておくはずはないと思っていましたので、特に何かをしたということはありませんでした。	ねんきん特別便の対応に追われたとき、窓口で対応する者ができたことは、目の前のお客様の信頼をこれ以上損なわないことでした。 少なくとも、お客様と約束した件は、必ず守る。 誠意を持って対応することで、お客様一人、一人に誠実に対応する職員がたくさんいることをわかっていただくことでした。 "できることはなんでもやります。"は実践したと思っています。 〈反省点〉 当時、世の中が"それでよかった"ことが今は非常識なこととされていることがたくさんあるように思います。 先輩方の話では、当時はいわゆる社会保険倒産は非常識なことで、何とかさけるべきだと話されていたように記憶しています。 しかし、現在では、厳しく徴収しなかったことが、非常識とされ非難されています。 ねんきんは「自己申告制」とされていたことについても同じだと思います。 その時々、立場で"いい""わるい"も移り変わっているのだと思います。 こういった移り変わりに制度が、即していくことができなかったことが、最大の要因と考えています。 また、職員の意識も、いまの状態であったら…とも思います。
4029	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	年金は、長い歴史、たくさんの法律があり、非常に難解です。これを処理するためには、アルバイトではなく、正規職員を大幅に増員し、年金制度に精通した職員を育成しなければならないと思います。	基礎年金番号に手番が統合されていないことによる問題と認識していました。 平成19年頃だと思います。	手番統合と年金の再裁定処理を優先し、業務に励みました。 職員に、年金裁定時に手番統合すればよいという安易な考えがあったのではないかと思います。また、今まで、被保険者が自分の年金記録について確認する機会が少なく、関心も薄かった
4030	地方庁	その他(社会保険事務所)		事務所単位での処理では、記録整備以外の業務も兼ねており、効率がよくないと思われるので、期間確認事務センター等の人員を増やし、調査等の処理を集中した方が良いと思う。	非常に大変な社会問題だと捉えた。 正直、テレビ・新聞等の報道で初めて知りました。	記録確認等で来所するお客様に、真摯な態度での対応を心がけた。 平成9年に基礎年金番号制度が導入された際、被保険者等に通知を送付しているが、未着者への対応や記録統合等の事後処理が煩雑だったところがあったのではないかと思う。 また、年金制度そのものも複雑化しており、加入者への周知もうまくいかなかったのではないか
4031	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し。	絶対的に人手が足りない。年金制度に精通した者が大勢必要と思われる。	国民年金が紙台帳だった頃、適用業務は、市町村頼みであり、市町村からの適用関係書類が果たしてどこまで確認されているか?との不安はあった。	当時は、一個人としては打つ手はなく市町村の窓口確認を頼らざるを得ない状況であった。 年金問題解決の道は、今進めている方策を一層強め、年金制度に精通した多くの職員の充実をはかる事が必要かと思われます。
4032	地方庁	その他(社会保険事務所)		住所登録されていない不備があるため、一件、一件ご本人様のものかどうか丁寧に確認をとっていく。	端末に収録されていない厚生年金記録が相当件数あることを認識しておらず、マスコミ報道によって知った。	端末に収録されていない年金記録があるので、マイクロを丁寧に調べなくてはならない。 端末に収録してある記録が全てであると思って、対応したことが反省点として考えられる。
4033	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		年金記録の確認作業が、以前は必ずしもきちんとなされていなかったと記憶しています。採用されて間もなかったこともあり、それが一般的だと説明を受けたときのことを報道等で取り上げられたとき思い出しました。	当時はそれが一般的だったので、特に何かしたことはありません。現時点で考えると、請求者に確認をとっていればよかったと思います。
4034	地方庁	社会保険事務所長		1件1件個別に誠意を持って対応する態度が一番重要だと思う。国民が納得するまで十分時間をかけて取り組むべきと思う。	事務所でも、だいたい紙台帳を廃棄することなく大事に保存してきた。被保険者一人ひとりの大事な記録を扱っているという意識をもっていたと思う。19年頃のマスコミの報道とで知った。	日ごろの心構えとしては、被保険者、受給者の権利に直結する大事な仕事をしているので間違いのない、正確な事務処理をこころがけた。私たち一人ひとりが、国民一人ひとりの、大事な老後を預かっているという自覚に欠けていたのではないか。上からの目線で国民を見下ろしていたと思う。その結果、記録を粗末に扱うことになってしまったように思う。
4035	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	ありません	基礎年金番号に統合されていない手番があることは知っていたが、老齢年金等の裁定請求時において本人の記録の確認をするので、そのときでも大丈夫ということを先輩方に聞いていた。 長妻厚生労働大臣が、消えた年金記録の5000万件について、国会で発言した頃。	老齢年金等の年金請求の手続きにおいて、本人様に記録の漏れがないか入念に確認をしました。 手作業管理から機械管理へ移行するときの対応がしっかりとしていなかったこと。
4036	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	職員として、政府の決定に応じて事務執行に努力する。	質問が漠然としていて回答が難しいが、とにかく職員である私たちが解決しなければならない重大な問題。存在することを知ったのは、19年前後。	個々人で判断する内容ではない大きな問題であるので、所属長の指示に従い積極的に対応した。 現時点でみた問題点は、古い情報の保管状態の悪さ。必要な情報が不足していたり、書類自体が処分されていて一件一件の解決に膨大な時間と労力を要する。
4037	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現在行っていることをことを引き続き行うことだと思います。	統合されていない記録があるが、年金請求時等に判明して統合されていくのだろうというぐらいの認識でした。	厚生年金取得時に年金手帳の有無について、もっと確認を確実に行っていれば厚生年金手帳番号の払い出しが慎重になり、一人一冊、一つの番号で厚生年金の加入記録を管理することができたと思います。国民年金についても、同じです。
4038	地方庁	その他(社会保険事務局)	厚生年金に加入する時、年齢を詐称してる人がいるため、期間調査でなかなか見つからないケースもあると思われます。	専門分野に秀でた人員を配置し、調査を行うべきだと考えます。	年金記録問題が存在することを知ったのは、平成19年5月頃の報道されるようになった頃です。できる限り、解決すべき問題だと考えます。	お客さまの立場に立って、迅速かつ丁寧に対応する心がけました。反省点は、窓口で特別便の対応をした時、分からない事例について時間をかけて対応することになったことです。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4039	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金が見かったにもかかわらず、年金額が下がるのはなかなか一般の 人の理解が得られない。全国で意見を出し合い、全国統一のやり方を していく必要があると考えます。	特定されない番号が手帳として残っていて基礎年金番号に 結びつかないケースと認識していましたが、実際、世間で騒がれた頃から 昔の記録をみると氏名がないもの事業所番号の間違ってはいってるもの 報酬の収録がうまくいっていないものなどなどたくさんあることが分かりました。	特に受給者については記録の整備を優先的に行い、年金の金額に 反映させてあげたいと思います。また、そのため、まず再裁定業務を自分の仕事のなかで優先 的に行ってきました。一時期再裁定の処理が早くできて いたのに今はまた一年くらいかかっているため事務所へよく苦情の電話がかかってきます。この 記録問題の反省点としてデータの収録を早い安いの理由で外注に出すのではなく、しっかりきち んと収録してくれるところへ任せる必要があったと思います。再裁定は最終決定のやり直しなの だからミスのないよう丁寧に処理をすすめていく必要があると思います。
4040	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	現在、行っている方法以外思い浮かびません。	年金記録は、正しいものとして業務を行っていたので、早急に解決の必要があると思いました。 また、存在を知ったのは、マスコミ等報道による平成19年5月頃です。	積極的に年金記録問題に取り組みました。(特に接客・フォローアップ) 平成9年1月の基礎年金番号導入時に、しっかりと統合作業等を行うべきだったと思います。
4041	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	人、もの、金をつぎ込んでやっていく外ないと思います。	本来年金に結びつく記録が未統合だったり重大な問題で早期に解決しなければならないと思う。 基礎年金番号導入時にそれまで別々に管理していた厚生年金、国民年金の番号を全て統合す るのは難しいと思っていた。よって平成9年頃だと思う。	主にねんきん特別便、ねんきん定期便を通してお客様の年金記録を確認し一件でも多く解決し ようとしました。 反省点としてはオンライン化の際に名前の呼び方等入力誤りが多くあったと思われる。紙台帳も 字が読みづらいものが多い。
4042	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし		この職場に入る直前の平成19年に宙に浮いた記録が5000万件あるとニュースで聞きました。 そのニュースを聞いた当時は問題は半年位で解決すると思っていました。内容としては一人の 人間が口座をいくつも持っているというようなイメージを抱いておりました。	とにかく記録統合処理を数多くこなして管轄地域の受給者及び被保険者の特別便の回答を急ぐ ようにしました。 反省点としては年金裁定請求時にもっと詳しく記録の調査をすればよかったのではないでしょう か。また、根本的な問題として共済や農林など年金制度が多すぎたのも今日の年金問題の原因 の一つであると思います。
4043	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		2009年4月より勤務のため、年金記録問題を知ったのは、新聞記事でした。	早急に記録判明ができるよう記録の検索方法、統合方法について指導していただき、知識を向 上しました。 特別便等で回答票受付後の、処理があまりすすんでいない点が反省点だと思います。
4044	地方庁	その他(社会保険事務所)				
4045	地方庁	その他(社会保険事務局)	ない。	地道に突合作業を進めていくしかないと考える。	平成8年頃。年金受給時に本人の記録の確認しているのでその時に整理すればそれで解決出 来ると思っていた。	制度設計上のミスが一番である。住所等、個人情報をもっと観せるべきであったと思う。 (年金手帳の情報が名前、生年月日位しかない。)
4046	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	平成9年までは、基礎年金番号制度がなかったため、厚生年金・国民年金の番号がそれぞれあり、また同一制度で複数の番号を持っていることがある旨をもっとテレビなどで広報し、もしかしたら自分も と思っていただくようできればよいと思います。これまでの経過を説明し、現在に至った経過をきっちり説明し、記録を一刻も早く統合する義務と責任があると考えます。窓口でも、自分は大丈夫だと思っているお客様が大勢います。	年金請求の際に、旧姓を含め考えられる複数の呼び名で検索をし、本人へ情報を提供し記録統合を行ってきました。新聞・テレビで報道され、氏名未収録記録の実態がわかりました。	今までは、氏名検索で記録統合を行ってきましたが、氏名未収録の記録があることが分かったため、本人の申し出の会社名・所在地より、マイクロの記録も確認するようにしました。また、氏名未収録の記録で氏名が収録されたことにより名寄せ便を発送しましたが、氏名とともに事業所整理記号も収録すればよかったと思います。
4047	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に存じません。	正確な記録を可能な限り復元させる作業は非常に大事ですが、現在の社会情勢(世論)や職員の能力などを考慮すると、作業が終了するまでには相当の年数を要すると思います。これだけでは国民の不満を短時間で収束させることは困難でしょうから、これと併行して、本人からの申し出があり、これに対して反論できるだけの材料がなければ、実際には事実と異なっていたとしても認めるしかないのかもしれません。ただしこれを採用したとしても、両者の意見が対立する場合は必ずありますから第三者委員会のような仲裁機関は引き続き必要でしょう、過去の記録の全期間について無制限に本人の申し出のみで認めるのは良くなく、現在の記録管理は非常に高いレベルで正確性を保っていると思いますので、証拠のない記録訂正は過去のある一定年度で区	事務所の国民年金課に従事したときにコンピュータ上の記録が100%正確ではないことを知りました。そして、その誤った記録を補正する件数が少なくないことを感じました。当時の上司から、過去からの記録管理の話を聞いたときに、記録を地方から本庁に進達してデータ化する際に誤りが比較的多く発生しているのではないかという印象を持ちました。それに該したのは平成18年のことです。	過去の紙記録をもとに可能な限り記録の復元に努めました。 反省点として、記録の正確さに対する重要性の認識が組織全体として低かったのではないかと思います。
4048	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	記録漏れ等に関しては一定の基準を満たす案件は救済する。 未統合記録については本人確認を確実に行って一件一件丁寧かつ迅速に調査するしかないと思います。	未統合の記録が存在することは入庁時より認識していましたが、それが5000万件もあるという事実はマスコミの報道で知りました。 厚生年金に関しては資格取得の際に年金手帳番号の確認を徹底していれば新規付番する必要がありませんし「一人でいくつもの手帳を所持している」なんていうこともあり得なかったはずです。 実際、「職歴がばれるのがいやで転職先に手帳を提出したくないがどうすればいいか」という相談を受けたこともあります。職歴がばれるというのは基本的にありえないことですが、そういう考えで提出をしなかったという事実は少なからずあったのではないかと推測します。 届け出する事業主とそれを受け付ける国と両方で認識が甘かったと思います。	個人レベルで対応ということであれば審査処理の段階で事業主へ確認をするようにはしていましたが、完全だったとは言い切れないです。 基礎年番導入時に重複番号の有無について、もっと踏み込んで調査確認を行っていれば未統合の問題は起こらなかったのではないかと思います。
4049	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	私個人としては、劇的な解決は思いつきませんが、職員全員で一丸となって地道にお一人お一人の記録を発見していき、最終的に全国民の皆様にご納得いただければと考えております。	従前は、年金請求をする時に手番があり、国内に多くの浮いた記録があると思っていたが、年金得別便、年金定期便、加えてメディアでも大きく取り上げられるようになり全国民の関心事となってきた。、	相手方から何十年も前の勤務先等を聞き出さなければならない中で、業務内容、住所地、同僚名を聞き出す等、ご本人様と特定できるものを少しでも引き出せるよう、一人一人丁寧に対応を心がけました。昔の管理が紙台帳であった点や、公務員としてお客様の将来受け取るべき大切な物を管理しているという意識の希薄等が反省点ではないでしょうか。
4050	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ねんきん特別便や、ねんきん定期便、また、入念照会といった各種通知を短いスパンで発送しており、これ以上新しい施策を講じるよりは、現状の年金記録処理を根気強く一件一件処理していくことが、最善と考える。	手帳番号の基礎年金番号への一本化を後回しにしてきた、つけが今になって(報道機関の過熱報道や、国会での追求により)一気に問題化された。これにより、本来記録正常と思われる被保険者・受給者記録についても無用な不安が生まれ、お客様からの記録照会が増大してしまい、時間とコストがかかってしまっている。この度の年金記録問題は問題を先延ばしにしてきた社会保険職員全員の認識の甘さにあったと思う。 私が社会保険事務所に採用されたのが平成14年度だが、採用当初より、積極的な番号統合を行っていなかった実態は疑問に思っていた。	私自信が国民年金課に所属していた時は、お客様との接触時に極力未統合記録が無いか確認していたが、件数としては微々たるものであったと記憶している。 この問題を、職場全体の問題として積極的に問題提起しなかったことが反省される。
4051	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし			
4052	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特別便、定期便、それに伴う再裁定を早急に処理する。	年金裁定時には解決するものと思っていました。 報道等で騒がれた時に知りました。	受給者、被保険者の立場に立って、本人の不利益にならないよう迅速に対応しようと思いました。 基礎年金番号の導入をもっと早くしていれば、厚生年金番号にも住所の登録をしておけば、年金
4053	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません		「消えた年金」という言葉だけが一人歩きして、あたかも自分の年金記録がなくなってしまったようにとらえられていることなどは、複数の年金番号を統合すれば終わる話であり、十分な説明をはたせていないことが問題であると考えていました。 統合されていない番号が多数あることは5年以上前からわかっていました。	年金相談の際には、昔は一人に複数の年金番号がつくことがあり、基礎年金番号ができた後は、統合することによって年金記録がすべてつながる旨説明しました。 年金に対するお客様の意識が高まっている中、十分な説明責任が果たせていないことが反省点だと思います。
4054	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		現時点での基礎年金番号に統合されていない国民年金及び厚生年金保険の手帳番号をリストアップして、払い出しの都道府県で台帳等により再調査して、住所や事業所から、できる限り全ての方に記録統合されるよ努めたい。	国民の皆様から失った信頼を回復する為にも、全職員が一丸となって取り組まなければならない問題です。平成19年12月頃。	お客様が覚えのない記録についても、ご本人の記録か確認を取り、記録統合に努めた。 反省点として、台帳等の記載の不備(不明瞭)や、オンライン化に移行した時の記録の不備等、もう少し、きっちり事務処理を行っておけば良かったと思われる。また、一人の方が、何冊も手帳をお持ちになったので、周知不足も考えられる。
4055	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	大臣の号令の下で「国家プロジェクト」と位置づけ、集中的に取り組み解決 することとなっている。この方策を進めることが大事と思われる。	・年金記録を電算化する際に、丁寧な確認・移行作業をしていれば、記録 問題は防止できたと思われる。 ・基礎年金番号制度がスタートしてから10年以上経過した現在でも未統 合の記録が多数存在していることは、いままで統合処理を集中的に行わな かった事、周知不足により被保険者に制度があまり理解されなかった事が原因であると思われる。 このことを問題として意識していなかった全職員が反省しなければならない と思う。	信頼を回復するため庁の指示に従い、平日休日、日中夜間を問わず問題 解決に向け全力で取り組んできた。 ただ、庁の指示の度重なる変更により、問題解決が遅れたお客様がいたと思われる事は反省点である。 (例:ねんきん特別便の記録照会の相談対応について、運営部企画課で 当初作成された「『ねんきん特別便』相談対応Q&A」では、こちらから ら(職員側)から事業所名を告げることは絶対にしないこととされており、その補足としてメールも送られていた。しかし翌月に補足メールが廃止 となり、1月31日に「一定の条件に該当する場合、事業所名等をお 伝えすることを可能とする新たな『ねんきん特別便』相談対応Q&A』 が示された。当初よりこの形で実施していれば、早期に記録が見つかった方もいたと思われ
4056	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	払出簿や市町村の台帳のオンライン化を早急に実施していただきたいと思っています。	保険料の徴収業務、資格等の適用業務よりも優先的に取り組むべき問題だと思いました。国民の皆様の信頼を損なう問題ですので、社会保険庁職員全員一丸となって解決にむけて取り組むべきだと考えました。	私は、記録照会に係る窓口業務に力をいれるよう考えました。一度失った信頼は誠意を込めた対応を繰り返すことでしか、回復することはできないと思ったからです。
4057	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。			
4058	地方庁	その他(社会保険事務所)		現役、OB、OGを問わず、年金記録に係る業務知識、経験を持つ、厚生労働省及び社会保険庁、旧労働省出身者全ての人の英知を結集し、集中的に業務に取り組むことが必要かと考えます。	年金受給者、加入者であるお客様のみならず、自分自身の問題として認識しています。 また、自分自身が認識するようになった時期としては、「ねんきん特別便」が発送され、宙に浮いた年金記録の問題がマスコミを通じて報道された、平成20年の事項と記憶しています。	私は今年度から任期付き職員として勤務しているため、WMの操作方法などを上司や先輩諸氏に聞きながら、業務知識を一つ一つ身に付けてきました。 現時点における、若輩者の私見ではありますが、もっと早い段階、例えば昭和61年の新法施行時などで「ねんきん特別便」を発送し、年金記録の統合、整備に着手するべきであったのではないかと考えます。
4059	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。		年金の記録もれについて大変なことになってしまったと思いました。 ニュースや新聞にて大きな問題となってしまい対応が大変と思いました。	平成9年の基礎年金番号が出来たときにいくつかの番号をお持ちの方は 社会保険事務所にて手続きをされて頂くよう案内をされればよかったのでは ないかと思いました。
4060	地方庁	社会保険事務所長			・厚生年金手番を複数所持する者がいることを問題として認識していた。 ・存在を知ったのは、社会保険事務所へ異動した昭和56年頃。	・重複取り消しについて、各種説明会での周知や資格取得時の確認徹底を上司から指示されていた。 ・事業主(事務担当者)を中心とした広報・周知にとどまり、被保険者一人ひとりへの周知ができなかったこと。また、最終的には、年金請求時に再確認してもらえるという考えも反省点として挙

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4061	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		早急に解決しなければいけない問題と認識していた。	記録問題でのお客さまには、特に丁寧な対応を心がけた。 当時の職員の記録管理意識の低さが挙げられると思う。
4062	地方庁	その他(社会保険事務局)		台帳を確認しながら、一件ずつ氏名索引してWMの情報と照合していくしかないと思います。 その際一人が該当なしと判断したら終わりではなく、何人か人を替えて徹底的に調査すべきだと思います。	年金記録問題とは、私たちが、約5000万件の年金記録を誰の記録なのかわからないまま、放置していた問題と認識しています。 年金記録問題については、マスコミ報道で存在を知りました。	私の対応といえば、裁裁定人員の抜けた穴埋めや、電話相談の応援程度でした。しかも年金の知識に乏しく、あまりお役に立てなかったように思います。 反省点としては、まずこの問題の存在を知らない職員が大勢いたこと、つまり問題意識の共有ができていなかったこと、そして職員一人ひとりが、このような問題に対し、誰かがやるだろう、と思って自分から問題解決にむけて取り組んでいかなかったことが挙げられると思います。
4063	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません		平成13年に適用課に配属されて初めて基礎以外の番号があることを知りましたが、当時はそれを問題だとは考えず、照会してくる方以外は年金受給するときまでに記録を正しく補正・統合すればよいとの認識でした。	当時は初めてその業務を経験したこともあり、あまり問題とは考えておらず、少なくとも年金請求の時点で正しくすればよいとの認識でしたので、期間照会があったものだけを調査するという対応しかしていませんでした。 当然、現時点ではすべてにでも記録を正しくしないといけないという認識でおりますが、当時は期間照会をされた方以外には対応の方法がありませんでしたので当時から特別便のようなものがあればもっとちがう対応ができたのではと考えます。
4064	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にはなし	特にはなし	団塊の世代が受給する前までに整理をしておくべき問題と思っていました。 資格照会を担当でやりはじめた頃	色々な角度から調査をし、記憶をもどしてもらいながら聞き取るなど工夫をしてきました。(年賀状の友達とか) 対応する職員により偏りが若干でてしまっているのが反省と思います。
4065	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	お客様の信頼を回復できるよう、地道な作業を続け、誠意をもって対応をすること。	厚生年金の手帳番号を複数持っている人がいて、未統合となっているため、記録がういた状態になっている。 平成20年4月頃です。	重複取消届等で、記録を統合し、お客様に統合された記録を早急におしらせする。
4066	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		基礎年金番号に登録されていない複数の年金番号が5000万件あるという問題については、年金の請求までに登録されていれば良いという認識で被保険者からの照会についても早急に統合して下さいとの説明はしておりませんでした。 またオンライン化された時、紙台帳からWMに記録を移した際には、すべて入っており不鮮明なものや入力ミスや入力もれがあるとしても一部と思っておりました。平成19年7月頃より旧台帳の存在がわかり、全く登録されていない記録があることを知りました。	年金給付課で年金請求書の審査時においては何通りの読み方で氏名検索をして登録もれが無いか確認をするようにしました。 窓口において完全な記録では無い事を認識し、WMに出てない無い記録についてはその場で回答するのでは無く資格照会票にて詳しく調査するようにしました。 5000万件については年金請求するまでに登録していれば良い、申出が無ければ登録しないという姿勢、基礎年金番号制が始まった時のわかりにくい通知書と広報が足りなかったせいだと思います。 在職中の被保険者については会社で年金手帳を預かっているところが多いので基礎年金番号導入から会社に協力を依頼して算定基礎届の提出時に手帳を持参していただき登録をする機
4067	地方庁	その他(社会保険事務局)				
4068	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	解決に向けては充分な人手と予算を確保し、地道に記録整備するほかないと考えています。	基礎年金番号を導入した平成9年の時点において、他手番登録の取り組みが不十分だと考えていた。	過去に現存制度以外の制度の加入履歴がある方から電話等の照会があった場合は、他手番の登録のため来所して手続きするよう誘導するようにしていた。 そもそも国民年金の制度を創設したときから、年金番号は厚生年金・船員保険と一本化するべきであった。
4069	地方庁	その他(社会保険事務局)				
4070	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない。			
4071	地方庁	その他(社会保険事務所)		現役の職員だけではなく、OBなど業務従事者にも協力してもらう。	国民の信頼を裏切る大問題だと思った。 マスコミの報道等で知った。	・窓口・電話等で直接国民の皆様と接する機会が多いので、お客様の申し出やご相談の内容をしっかりと聞いたうえで的確な回答をするように努めた。 ・法令遵守・マニュアルの徹底。 ・社会保険で使う言葉・届書の書き方などわかりずらい。制度が複雑であることも問題だと思いま
4072	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	方策は、思いつきません。	報道されるようになった頃だと思います。	記録を正しくするべきとは思いますが、昔は紙で管理していましたし、天災などでの紛失もありますので、難しいと思います。
4073	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	紙台帳とWM記録の突合せを徹底し、年金受給者、被保険者に照会を行い記録の統合を進めていく。	平成8年頃から知っていた。年金請求時に資格照会をきちんと行えば、特に問題はないと考えていた。	年金請求書の審査の際に本人の記録が漏れたり、誤った記録で裁定されたりすることがないよう注意を心がけた。 請求者が自分の職歴を忘れたり、遺族からの相談で確認のしようがない場合もあるので、被保険者記録は常に正しいものを速やかに入力されなければならないと考える。
4074	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	具体的には、イメージが掴めませんが、現状のマンパワーに依存しすぎる状況を改善し、きちんと時間を掛け機械なども導入し丁寧にやっていくことではないでしょうか？問題の解決、それは最終的に年金への信頼を取り戻す事だと思います。	年金問題、それは大げさかもしれませんが、国家の一大事だと思いました。日本の年金制度や医療保険制度など社会保険庁が所管をしているものは、すべてが国民に直接結びつき、直接国民が恩恵を受ける制度であると思います。まして、これほどの信頼関係の下に成り立つ制度はないと思います。それが、根底から揺らいだのですから、一大事の何者でもないのではないのでしょうか？自分自身が採用されたときには、機械化が完了しており、あまり人の介入できる余地は無かった様に思います。それが、新聞にて取り上げられたときに過去の問題も知り、驚いたわけです。しかし、こつこつと手でやっていたころの大変さは創造を超えると思いますが、それに甘	記録に関して気をつけていたつもりですが、それまで以上に慎重に・確認作業を課員と共に強化する対策を考えたりして実行してきました。反省点としては、そんなことは無いと思いますが、職員の記録などのデータ管理に対する甘さやシステムの更新などの遅れや、管理する側の知識不足などではないだろうかと思いますが、決して遊んでいたわけでもありませんし人の記録をないがしろにしたこともありません。むしろこう思うことは、自己診断能力が無いことをあらわしているのかも知れません。
4075	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	システムの改善が必要と考える。 本当に年金記録の漏れを無くそうとするならば、「国民総背番号制」のように、国民を管理するしかないと思う。	《問題の認識》 年金制度への信用を失墜させる問題と思いました。 《問題の存在を知った時期》 平成15年頃	年金給付課に所属しているときは、年金裁定請求書を受け付けた際に、氏名・生年月日による検索を必ず行い、請求者へ確認するようにしていました。 また年金記録問題が明るみにでて、お客さまが相談にいらっしゃったときには、お客さまがおっしゃられることを真摯に受けとめ、誠実に対応するよう心がけました。お客様の年金記録に対する不安を、少しでも取り除いてあげることが、年金制度への不信感を無くすための方法だと思っています。 年金記録に対する重みが、国民の方と社保事務所職員との間にギャップがあったように思います。一部の職員ですが、年金番号が複数ある方は、年金裁定時に記録を整備すればよいという
4076	地方庁	その他(社会保険事務所)		機械と台帳との記録の整合性を高めた上で、引き続き本人もしくは家族等へ地道に確認作業を行う。また記録の認定基準を早急に確立し、救済策を明確にする必要があると思います。	基礎年金番号創設時以降、継続的な確認作業が行われてこなかったために起こった問題だと考えている。基礎年金番号に結びついていない番号が存在することは入庁後にすぐ知ったが、これほどまで膨大な数の番号の持ち主が特定できてないと知ったのは2年ぐらい前です。	窓口等で年金記録以外の相談を受けた際にも、できるだけ記録を確認していただき、記録の整備に努めてきた。記録問題に対する反省点としては、積極的な確認作業の不足、全職員が問題を共有していなく、実態の把握が遅れた点があげられると思う。
4077	地方庁	社会保険事務所課長級以上		現在取り組んでいる方策でいいと思う。	転職をしている方は、複数の年金番号を持っている可能性がある。 昭和46年頃。	取得届の受付時、届書に年金番号が記載されていない場合には事業所担当者に過去に年金に加入したことがないか確認していた。 年金番号の重要性についての広報不足。
4078	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	現行の方策維持		
4079	地方庁	その他(社会保険事務所)	・他の問題は分かりません。	・年金記録問題の解決には、お客様の信頼・信用を得るような組織・制度にならなければならないと思います。 その為に、(個人情報保護に抵触するかもしれませんが)お客様への窓口相談の際には情報の提供を行なう。例えば、期間照会等で厚生年金の照会があった場合など、マイクロで該当事業所の被保険者一覧をお見せし(一覧にお名前がない場合についても)、ご納得していただく。それには、事務所で他事務所のマイクロを全て確認できるように(検索機能についても、人数で制限がかからないように。不鮮明なマイクロについては、改善し確認できるようにする。)文書での照会回答の場合においても、ただ名簿にお名前がありません等の回答ではなく、その方その方に対しての回答(調査を行なった状況等を具体的に記載)を作成し、送付する。回答書には、回答を行なった職員名を記入し、その後の照会も担当が行なう。など、誠意のある対応を行なう。また、ご老人等の方や、事務所におこしになられない方には、職員がご自宅まで伺って、お話を聞き、照会いただいた回答を行なう。じみちに、親切・丁寧・迅速な対応(サービス)を行い、信頼・信用回復に努めることからと思います。	・年金記録問題の知った時期については、マスコミ報道の頃と思います。 年金記録問題は、社会に混乱をきたし、個人の財産権を侵害した重大な問題だと思います。国によっては、暴動が起きても仕方ない状況だと思います。	・お客様の立場となって考え、謝罪する事は素直に謝罪し、誠意を持った対応に心掛けました。 この問題の反省点は、そもそもお役所体質とでも申しましょうか、年金はお客様から請求をしていただく請求主義や、年金記録についても、請求時に補正等行なえば良い的な考えの下で長年仕事をしてきたことや、安易な新手帳(番号)の交付によって、下地ができたと思います。(昔は紙台帳のため限界もあるでしょうが) その後の基礎年金番号について、手番の統合の対策を積極的に講じておけば、ここまでの混乱にはならなかったと思います。
4080	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。			
4081	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし。	現時点とゆうより、対応初期に内部からの意見、解決策をもとめ、処分云々より、まずは、お客様優先の立場で、対応を強化すべきだったと考えます。	国会での議論・マスコミ報道がされたことによって知りました。 年金制度を根底から揺らがす、大きな問題であると認識した。	これまで以上に、より丁寧な対応を心がけるようにした。 ひとつは、手作業の時代から機械化への移行時の取り組みの不十分さがあったのではないか。たとえば、年金受給時に対応できるのではないか、今、対応できなくても後日でも大丈夫。事故リスト(？)の対応がおろそかになっていたのではないか。 職場内での人員配置が、人員不足のなか、その時代、時代で健康保険・年金相談等を優先し、手薄となってしまったのではないか。 直接ではないが、覗き見問題にしても、オンライン操作訓練時に有名人の氏名を指定していたような、訓練のありかたが、安易に覗き見をしてしまうひとつの要因となったと、おもいます。
4082	地方庁	その他(社会保険事務所)			1件ずつ確実に解決していくべき問題。問題が表面化してから知った。	以前から、定期便を送付して記録を確認していれば、これほど大きな問題にはならなかったと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4083	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	おのおの日常の職務はありますが、協力しあいながら解決しなければならないと思います。個人個人の意識づけが大切だと思います。	私は、21年4月に入職しましたので、すでに年金記録問題が発覚しておりました。	手帳番号制度自体に問題があったとは思いますが、それを本庁内、地方事務所内で早くから問題意識をして解決に向けた対処をどのように行っていたのか、の方が問題だったのではないでしょうか。
4084	地方庁	その他(社会保険事務所)	潜在的3号未納者が多数存在する(配偶者が退職した後の種別変更や配偶者が再就職後の3号届が提出されずに以前の3号のままになっている) 現在は本人が社会保険事務所の窓口を訪れじっくり記録をみないと気づかない。ただし気づいた時点では2年前の未納分までしかさかのぼって払えず結局年金が低額になってしまっている。	社会保険庁において対象者を抽出し本人に通知すべき。 かつ、現時点でさかのぼって払えないケースについては2年以上の遡及納付もやむなしではないか。	宙に浮いているのが当たり前と思っていた。実際は年金の請求時に確認されると思っていた。 知った時期は平成13年頃です。(年金給付課配属時)	裁定の審査時に氏名検索の範囲をなるべく広げて記録を探そうとした。 氏名検索の対象を広く探せるシステムの構築を強く要求すべきであった。
4085	地方庁	社会保険事務所課長級以上		できるだけ早期に年金記録の検索方法がオンライン化されるとよいのではと思います。	はじめから現在のように、一本で統一された番号であればこのような混乱はなかったのではないでしょうか。	膨大な量を手作業で管理していたため、移行時のミス及び紙の損傷などがあげられると考えます。
4086	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	(6)の回答により、特にありません。	年金記録問題とは、社会保険事務所を始めとした社会保険庁全体のガバナンス不足により、国民の皆様の年金記録が歪められてしまった事象だと認識します。 厚生年金、国民年金の納付記録照会事務に携わる機会がありましたが、当時の被保険者台帳の記載方法という点に限ってみても、事務所毎に独自の記載方法をとっていたように見受けられます。当然、ある程度のルールは存在したのでしょうが、例外的なケースが発生した際に、各事務所なりの記載方法というものが生じたことは想像に難くありません。 紙台帳という年金記録は未来に向けて長期間保存しなければならないものにも関わらず、後々見返すときに将来の世代が理解できない記載内容では、記録問題は起こるべくして起きた、と言わざるを得ません。 各社会保険事務所と、事務所を統制する立場である社会保険事務局(各都道府県の保険・年金課)及び社会保険庁との間に、きちんとしたガバナンスが存在していなかったことで、「事務所独自」の事務処理が一般化していたことが問題の主因だと思います。 なお、そのような問題点を意識するようになったのは、平成16年頃だったと記憶しています。	年金記録問題に対するお客様の申出内容をしっかり汲み取り、様々な可能性を考慮しながら納付記録を調査しました。被保険者台帳等について疑義が生じた場合には、過去に担当課を経験したことのある上司等に相談しながら、当時の事務を理解したうえで結論づけるよう心がけました。 また、私が提起した問題についての反省点は、(8)にあるとおりです。
4087	地方庁	その他(社会保険事務所)	70歳以上の年金調整にかかわる手続きについて 19年4月より適用事業所でお勤めの70歳以上(昭和12年4月2日生まれ以降の方)に対して、70歳以上被保険者としての手続きが必要となりました。この手続きについて周知が徹底されておらず、本来年金の調整がされるべき方が、手続きをしていないために調整を免れるケースもあります。 特に厚生年金保険のみへの加入事業所の場合、厚生年金保険の加入対象ではない70歳以上の方の記録を、社会保険事務所では把握できず、未手続きの事業所に対して、手続きの依頼をかけることも非常に困難な状況です。 したがって、完全に不公平な制度であり、非常に年金記録に対して不信が高まっていた中で、このような制度を始めたこと自体が問題です。 すでに、事効となって本来調整がされるべきところもされずに終わってしまうケースも出てきています。	事務手続きの簡素化は必須と考えます。現在は、70歳以上というだけで同じ内容の届書を2種類提出していただいています。これは非常に無駄な事務処理であり、本来1つの届書をもとに手続きを完了させるべきであると考えます。 しかしながら、根本的な解決策はまだ浮かんでおりません。	すでに問題となっていた20年採用のため、在籍当初からわかっていました。 記録が判明し、記録を統合したり、正しく訂正したから問題解決ということではなく、信頼という点に尽きる問題であると感じています。	相手の立場になって対応することを心がけているつもりです。 年金記録問題については、受給権者から現役世代まで加入者全員にねんきん得別便を出したことが一番の反省点であると考えます。政治家のために問題解決させるための取り組みを行うわけではないので、何年何月までに最後の1人まで解決するといったからといって、それに従う必要はなく、優先順位を決めて記録を調査するべきことでした。
4088	地方庁	その他(社会保険事務所)			長妻大臣が国会で5000万件という数字を出したとき存在を知った。 それまでは、厚年や国年の資格の得喪時や年金相談時に分かったものを統合すれば解決する問題だと認識していて、そのとおりに現役加入者に関して205処理のできるものは進めてきた。 年金裁定時に手番統合するだけでは遅いと認識していた。 アナログデータとデジタルデータの食い違いがあるとは認識していなかった。	(自分の対応) 現役世代の方で旧姓が分かった方は積極的に氏名索引を行い、手番について被保険者に確認を取って統合を進めた。 (反省点) マイクロなどの台帳(アナログデータ)とWM上の記録(デジタルデータ)の突合せと言ったデータの再確認が行われなかったことで手番統合が進まなかった。 この問題に対して全庁的に情報共有することができず、解決に向けて能動的に対応できなかった。WMが一人一台なく、全職員での情報共有と議論が難しかった。 自分も本庁等に対して声を上げられなかった。
4089	地方庁	その他(社会保険事務所)		通常業務を行う人員とは別枠で、その問題だけに取り組める人や場所を確保して、集中的に取り組む。	年金手帳を複数冊持っている人がいて、年金記録がまとまっていないことがあった。本人にはあまり自覚がなかった。 平成2～3年頃。	相談に来られた方には、年金手帳を他にも持ってないか聞き出したり、職歴や旧姓を聞いて、統一されてない年金記録がないかどうか調べた。 年金制度自体が当初は職員関連のためだった
4090	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	もっと年金制度についての周知を図るべきと考えます。制度が発足した当時からの移り変わりや改正点、基礎年金番号が発足した経緯等をわかりやすく説明し、国民の皆様に制度をもっとよく知っていただければ、問題視されている部分の理解も図れるのではないか。	基礎年金番号に統合されていない手番が多数存在したこと。統合されないことにより、少ない年金を受給しているケースも多く「消えた年金」として問題化した。 統合されていない手番が多数あることは基礎年金番号発足当時から知っていたが、年金受給手続きの際に統合になるであろうと思い、問題としての意識は薄かった。	判明しない手番が残らないよう対応した。また、本人からの申出に沿った調査をできる限り行うよう努力した。 解決を急いだ結果、特別便の内容が不十分だったり、職員の知識が未熟なまま対応するケースや、窓口が混雑しお客様に迷惑をかけてしまったことが反省点として挙げられる。
4091	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません。	法律等で全員救済の方法をとっていただきたい。	大変な事態が起こったと感じている。 記録問題を知ったのは平成19年頃と思います。	問い合わせに対して、丁寧な対応を心がけ照会業務に取り組んだ。 特別便の処理が終わらないうちから定期便等を送付することにより、不信や不満を増やす結果になったと思われる。
4092	地方庁	その他(社会保険事務所)	今現在はこれ以上の案件につきまして存じ上げておりません。	①研修等による職員の意識改革 ②複数人によるチェック体制 ③社会保険知識の向上のための定期的な試験 などが挙げられます。職員一人一人の意識の改革と、知識の集積が必要かと思われます。	在籍していない時に起きた問題ですが、同じ組織の人間として責任を感じてます。マスコミ等による外部からの情報により初めて知りました。	まず、自分の行っている仕事とマニュアルとの照らし合わせを行い、コンプライアンスを意識して仕事に取り組みました。 反省点としましては、法律を扱う仕事に従事する人間として、法律通り(マニュアル通り)に仕事を行う必要があったと思います。今後、職員一丸となり、「浮いた年金」と呼ばれる記録の統合に向けて、全力で仕事に取り組んでいきたいです。
4093	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		基礎年金番号導入時(平成9年1月1日)に、誰のものであるか特定されない年金番号が多数存在するだろうとは感じていました。 少なくとも年金裁定時においては、個人の記憶どおりに年金記録が完全になると考えていました。	実際には、考えていた以上の年金記録が裁定されていないことがわかり、年金請求時までに記録を整備するというのではなく、被保険者であるうちから現時点までの記録を逐次確認できるものでないと、年金制度の信頼は得れないと感じました。一人一人の年金記録について、過去の分についても責任をもって調査等に取り組むことを心がけています。
4094	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に存じ上げてはおりません。	ご本人の記憶を呼び起こして頂く以外に記録を結びつける方法がない、というケースが大部分を占めていますし、別人の記録を統合するようなことがあってはならないことからも地道に本人から職歴を確認し、一つ一つ統合していくしかないと思います。	問題の存在について知ったのはマスコミで報道された平成19年頃であったと記憶しています。裁定請求の際に本人の記録を詳細に確認し、漏れのないように統合するということを徹底できていれば、このような大きな問題には発展していなかったという認識でおりました。	お客様が来所された際、今まではお客様のされた質問に回答していただけでしたが、質問と関係ない場合でも現在の加入履歴を確認させて頂き、漏れがないかをチェックして頂くようにしました。
4095	地方庁	その他(社会保険事務所)	・古い記録の一部は、当時数年生年月日を変えて加入されている方が、予想していたより多い。 ・紙台帳のデーター変換の際の入力誤りが多い。	・一度ご本人の記録か確認作業をして、判明しなかた記録の事跡が、簡単に確認できるように、WM上に残せるといいです。	・これほど、手番状態の記録があるとは思っていませんでした。 ・若い人は基礎年金番号が通知された時に、ほかの手番を記入して返送していただき整備が進んでいるかと思ってました。 ・WMが導入されてから、年金の請求をされた方は、必ず記録の確認をしていましたので、ご本人が会社名を覚えていて、生年月日等誤りがなければ、請求の際に整備ができていると思っていました。	・今回の問題が判明して、漢字の読み方の違いや生年月日の違い等、本人の記録かも知れないものについて、ご本人に通知ができるシステムができたことはかなり前進できたかと思っています。 ・基礎番がスタートして、もっと早い段階から、手番の一本化の業務を進めておくべきだったと思います。
4096	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	まずは、記録の持ち主を判明させることが必要となるため、各事務所に期間調査の係とは別の専用の部署を設置して、記録判明に従事することが必要で人員と時間をかけて解決していくしかないと思います。	入庁した当時、すでに基礎年金番号制度が導入されており、基礎年金番号とは別に各制度で手番が存在することは業務遂行上、職員であれば分かっていたものと思います。 ただ、手番も遅くとも年金相談時又は手続きの際に確認、統合するものと思い込んでいたこともあり、記録統合年金記録問題がメディアで明るみになるまで気付きませんでした。(電話、窓口等ではなるべく記録統合の手続き、ないしは指導はしてはいましたが) 今となっては社保庁ないしは国、国民の皆様で一丸となって時間をかけて解決していくしかない大問題と認識しています。	今回の年金記録問題が判明した時、事務所にて年金給付課にいたため、窓口、電話対応とその他通常業務の他に郵送で送られてきた年金特別便を、休日開庁の空き時間などを使い、本人もしくは家族の方と連絡を取り、聴取確認しました。 年金記録問題について、国民年金と厚生年金をそれぞれ別制度として管理していたこと、基礎年金番号制度が導入されたのが平成9年とかなり遅いこと、その際に今日にいたる問題が起こりうることを予測できたのを見落としていたこと、導入した時に年金特別便のような物を発送できれば大きな問題にならなかったかも知れません。 また、国民の皆様の年金に対する意識の低さも問題点として挙げられると思います。
4097	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にないです。	住基と連動させて、番号払い出しを慎重にすることだと考えます。	採用時は既に基礎年金番号になっていましたが、転入者の番号がわからず、国民年金で新規付番をした時には、疑重複を送付するがなかなか回答がなく、被保険者がいくつも番号をもっているとわかったときです。	回答がない方に電話等で確認を試みましたが、繋がらないことも多く効果はあまりありませんでした。被保険者も年金制度について関心が薄かったこともあったとは思いますが、もっと住基と連動して、本人特定をわかりやすくできるとよかったかもしれません。ただ、あまり多くの情報を社保で見られるのも、やはり問題ですので、何ともいえません。
4098	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません 報道で知らされたようなものです	人為的な対応、特に経験職は必要と思います	最初に5000万件の報道があったときはあまりにも数字が大きいので何かの間違いかと思いましたその後は報道に色々と教えられたようなものです	国民からの批判のご意見をたくさんいただきました(苦情対応なので) 社会保険の不祥事について皆さんの腸裏にしっかり残っていて ダブルで批判してくる方が大勢いました時期的にもまずかったと思います 社会保険の廃止が正当化されたようなもので一斉に記録を回復できるわけでもなく末端の処理のことが考えられて無かったと思います

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4099	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	特になし	国民のみなさまの信頼をとりもどす	記録の管理が不十分であり、年金額に反映していない部分があり、重大な問題であると認識していた。平成2年ごろ年金相談の窓口で、年金請求者の皆様の申出がなければ、年金記録が判明しないという事実は知っていた。	厚生年金の加入していたという申し出があれば、時間がかかっても丁寧にお客様に対応していた。基礎年金番号導入時に加入記録について詳しくお知らせしていれば、今回ほどの事態にはなっていなかったかもしれない。
4100	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。		平成14年頃年金給付課に所属していた当時、WMとマイクロで年金記録が違うことがあることを知った。 切り替え作業時に、氏名、生年月日等が正確に登録されずに、受給者に不利益な状態になっている。	受給者、被保険者ともに記録がもれていることで、本人に不利益な状態になるのは、大変申し訳ない気持ちである。 切り替え作業が膨大だったとはいえ、当時の年金記録の管理には、慎重さが足りなかったと思う。 今後、少しでも早く年金記録問題を解決するために、作業人員の確保をして、誠意をもって取り
4101	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上		職員を大幅増員し記録確認等に従事させる。	長年の社会保険庁の記録管理方法がいかにいいかげんであったかと言うことがイヤというほどわかった。大変大きな問題であり、問題解決には大変な人員と長い時間がかかることだと考えた。新聞報道で初めて知った。	年金特別便送付時には、事務所にいたので来訪される方一人ひとりに親切及びわかりやすく説明しようと思い行動していた。年金得別便送付時には窓口が大変混雑してしまいお待ち頂いたことと、電話についても大変つながりにくかったことが反省。もう少し、人員的な事も含めて準備が
4102	地方庁	その他(社会保険事務所)		WMに載っていない記録(マイクロのみ存在)を早急にWMに載せる。	基礎年金番号に収録されていない、手番が存在するのは解っていましたが、年金請求の際に、統合されていると思っていました。 マイクロにしか残っていない、マイクロにさえ残っていない、WMにない記録があるのを知ったのは、とくべつ便の対応が始まってからです。	窓口に来所されたお客様には、WM、マイクロで検索しても該当がない場合、旧姓や生年月日が間違って登録されていたと思われる時期はないか等、丁寧に確認しました。 紙台帳から、コンピューターに移行した際、マイクロフィルム化したとき、基礎年金番号を導入したとき、いずれの時にも単なる記録ではなく、被保険者の将来の給付だと意識して取り扱うべきだったと思います。意識のなさが、ずさんな管理運営を生じさせてしまったのかと思います。
4103	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特に無し	任期付職員のため、入職した時点で把握していました。	その人の納付記録や、納付意識について、窓口、電話、その他すべてにおいて、対応する職員によって随分変わってしまうのだと感じました。 期間調査のことで、窓口に来た人からの話を聞いていると、すべての職員が同じ知識、対応を心がけていたらこういった問題にならなかったと思います。
4104	地方庁	その他(社会保険事務所)	しりません		マスコミを通してしりました	
4105	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録について、世間一般に知られている問題以外は存じません。	できる限り調査しても確認することが困難な古い記録については、一定の救済策を講じるしか方法がないと考えます。	過去の年金記録に問題があるケースがあることを知ったのは、採用後まもなくであったと記憶しています。取り返しのつかない、重大な問題であると認識しています。	私個人で調査、確認が可能なものは個別に対応しました。職員全体の問題意識の低さが最大の反省点であると考えます。
4106	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	長年のずさんな管理が引き起こした重い問題なので、回答は難しいです。 ただ、判明した記録の再裁定業務に時間がかかりすぎて、再裁定中にお亡くなりになった場合の事務手続きがあまりにも面倒なため、この点については改善 していいただくことを強く希望します。	年金記録問題が公になったときは正直驚きました。 それまでは、統合されていない手番は年金裁定時にすべて統合すればよいという認識が妥当していたので。 ただ、実際は60歳を迎えた方が、一・二ヶ月くらいの過去の職歴をいつまでも覚えていることが出来るかどうか。やはり問題を問題とする意識が乏しく、本人が思い出せないのなら統合しないだけ。という風潮はあったと思います。 記録に関する問題が存在することは随分以前から知っていましたが、それを問題として認識していなかったというのが正しいかもしれません。	(8)と同じになりますが、大問題を問題として認識していないことが一番の反省点ではないでしょうか。 平成9年の基礎年金番号制度ができた際に、全国民に対して通知を送った時の国民の反応も鈍かったし、老後のことだしあまり関心がないのかな。と感じたくらいでした。 社会的な問題となった現在はやはり一件でも多く統合しないといけないとは思いますが、全部を統合してしまうのは不可能ではないかと思います。
4107	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	古い記録は紙台帳で管理されているため、当時の手書きの字を解読するのに苦慮しました。紙台帳突合するためには社会保険の経験が豊富であり、なおかつ当時の字に詳しいOBの協力が必要と考えています。	平成9年1月に採用され、ちょうど基礎年金番号制度が導入された時期でした。 当時は経験不足なこともありあまり認識はなかったのですがその後、国民年金課・年金給付課を経験し、国民年金の任意加入処理時や年金裁定時に基礎年金番号に統合されていない記録が多数存在していることに気づきました。	まず、お客様に自分の職歴を確認してもらい、次に旧姓や当時間違った氏名で呼ばれていたことがないか等を聞き、氏名索引等を行いなるべく記録に漏れがないように努めました。 年金受給者の中にはご本人が既になくなっているケースもあり、遺族に確認しても結婚前等の記録は知らない場合が多く、当初の年金裁定時や国民年金の任意加入時にもっと入念に調査等を行っていれば、これほど未統合の手番が残ることはなかったのではと思います。
4108	地方庁	その他(社会保険事務所)			ずさんとも言われる記録管理(オンラインシステムも含め)の問題と、年金制度そのものに対する認識不足(周知不足)、制度そのものに対する不満などが混在し、より複雑に大きな問題となったと認識していました。また、やっつけ仕事的に制度の根本に対する説明文書等も同封せず、とりあえず出した特別便がより混乱を招くもとになったと認識しています。	年金制度に関しては、被保険者や受給者に対してわかりやすく説明を行い各々にあった対応を心がけた。 制度に対して知識のないものが(コールセンター電話相談含む)対応したことにより、間違えた説明や案内をしたり、誤解を生んだり、より信頼をなくす結果となったと思う。記録のお知らせをより早くなければいけなかった事情は理解するものの、混乱を大きくする形での見切り発車だった
4109	地方庁	その他(社会保険事務所)		福祉事務所からの生活保護の照会に対する回答時等に、あわせて特別便の回答の協力をしてもらうことができればいいのにと思ったことはあります。	平成16年頃、年金給付課に配置になり、年金相談や裁定請求時に基礎年金番号に統合されていない記録があるということを認識したと思います。	裁定請求時に特に氏名索引をしっかりし記録の確認をするようにしました。 平成9年の基礎年金番号ができた時に、もっとしっかり本人記録との突合をすべきだったと思い
4110	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題が表面化し、各種報道機関で大きく取り上げられるまで認識しておりませんでした。現行のWMによる年金記録管理になってからの採用でしたので、過去には台帳で記録管理をしていたことは知っていましたが、台帳からWMへの移行は完全な状態で行われており、索引しても出てこない記録は年金加入が無いものと思っておりました。 ただ、過去に年金給付課にいた際、年金請求者の記録確認をする際「昔のことは覚えていない」といわれ確認ができなかったことが多々あり、過去の記録管理方法に問題があるのでは、とは思っておりました。 記録改ざんにつきましては、社会保険庁職員として倫理に反しますので、到底起こりえないことと思っておりました。	年金記録問題として最も件数が多いのは台帳の記録がWMに反映されていないものと思います。移行がどのように行われたか詳しくは存じませんが、チェック体制が不十分であったことが想像できます。 また、被保険者へ定期的に年金加入状況をお知らせする手段を、もっと早くに持つべきであったと思います。20歳時に年金加入が始まって、60歳時に過去40年分の年金記録を本人に確認させるのは無理があることは、もっと前から分かっていたことではないでしょうか。少なくとも記録管理が機械化されてからは、組織としてもっと積極的に動いても良かったように思います。万が一記録改ざんが行われたとしても、領収書や給与明細等が残っている時期に年金記録のお知らせが届けば、事実の判明も早く、調査も容易であったのではと思います。 WMが非常に使いにくいことも欠点です。記録問題が大きく取り上げられるようになってからは色々と改善されましたが、レガシーシステムと揶揄されるようなシステムを使い続けたことは記録問題の原因の一つであると考えます。
4111	地方庁	その他(社会保険事務局)	とくにありません	わかりません。	時期については覚えておりません。 当初は単に就職のたび年金手帳を提示しないのが悪いくらいに考えておりました。このように、記録に不備があるとは思いませんでした。	通常業務においても、今まで以上に慎重に確認を行なうようにしております。 反省点は、確認不足と年金手帳の大切さの周知不足(再就職の際は必ず手帳を提示する、などの)。
4112	地方庁	その他(社会保険事務所)	紙台帳やマイクロ記録について、明らかに存在しないと思われるような名前のものがある。(仮名を使って資格を取得しているものと思われる)	どうしようもない。(実在しない人の記録のため、強いてあげるなら調査対象から外すしかない)	基礎年金番号の実施年に採用されたため、基礎年金番号に統合されていない手番が大多数存在しているのは認識していたが、年金受給時までに統合が済めば特に問題になるとは思っていなかった。 記録問題として認識するようになったのは、マスコミ報道が過熱しだした時。	年金記録問題が発生したときに、旧台帳記録の確認や補正の応援に行ったが、紙台帳からオンラインデータへの変換時にあまりの事務処理のずさんさに驚いた。 ・フリガナの読みなどが適当。 ・資格記録の転記が誤っている ・紙台帳に記載されている文字が読めない。 など。 自分の把握できる範囲は適正な記録に戻せたと思う。 上記の状態が全国の記録に及んでいると思うと、どこまで対応ができるのか想像もつかないが、記録問題の一番の要因は記録管理の甘さに尽きると思う。 紙台帳の作成時に、個人個人の癖のある文字体でかかれているものを、ロクなチェックもせずにオンライン記録に変換されている。また、オンライン記録に変換した後に、元となった台帳との突合もされていないため、おかしな記録が多数出る結果となった。 地道な作業となるが、もう一度残っている台帳とオンラインデータを一件一件突合していくしかないと思う。
4113	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	わかりません。	いろいろなケースがあり、すべてを解明するのは困難であると認識していました。 実際に問題であると考えたのは、表面化してからです。	一生懸命、お客様の声に耳を傾け、できる限りの対応をしてきたと思います。 また、紙台帳作成時・機械化の際に十分なチェックがされていなかったのではないかと思われることが反省点ではないかと考えます。
4114	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	機械的に何でも統合すればいいものではないと思うので、地道に作業をしていくしかないと思います。	平成21年7月より勤務させていただいております。 報道等で、毎日のようにとりあげられていましたのでそのころ知りました。 大変な問題だと思いました。ただ、私自身以前までは、民間に勤務しておりまして、自分自身の年金については、会社任せになっており、まったく興味をもつことすらありませんでした。 ですから、あらためて自分の年金について考えなくてはならないと反省しました。 何事も人任せだと、こういう問題が起こってしまうんですよね‥。	申し訳ありませんが、経験が浅いもので特別意識して対応するに至りませんでした。 ですから、反省点など挙げられる立場にはないと思います。
4115	地方庁	その他(社会保険事務所)				
4116	地方庁	その他(社会保険事務所)			待ち主がわからない年金記録が多数あり、本人の年金記録に正しく統合されていないため本来受け取ることができる年金額よりも少なく計算されたり、それによって受給資格を満たせない方がいる問題。 新聞やテレビによって報道され始めた頃から。	ご本人の当時の状況等を詳しく聞き、本人の立場に立った親切で丁寧な対応。また、自分で記録を探しても見つからない場合は照会用紙をいただき、文書回答として納得いただけるような対応を心掛けた。 お客様対応をしていく中で昔、来所しても調べてもらえなかった等職員への不満も多く聞こえたので、お客様への対応の悪さと、待ち主不明の記録が多数あるとわかった段階で早めに取り組
4117	地方庁	社会保険事務所課長級以上		これまでどおり、全員対応で集中して取組を進めていく。 ただし、通常業務を抱えながら、スピードアップも必要だと考える。	設問の意図がよくわかりませんが、時期は一般と同様、平成18年頃だったと思う。	指示どおりの対応をしてきた。 大部分は制度上の問題と考える。
4118	地方庁	その他(社会保険事務所)	事業所コードの間違い	地域名と誕生日にて個々に調査	今の対応に追われ過去については誰も口に出さなかったのが大きな問題になったと思います。 存在は年金問題で騒がれてからです	問題意識としては対応はしてなかったと思います。ただ相談に来る方の身になっての対応のみ心がけてきました。反省点としては年金制度自体将来うを見据えた計画をたててなかったことと

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4119	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	記録に漏れ等あった場合についても、高齢の方などは、自身の記録にそういうものがあるとの認識がない方が多いと思われる。そのため、記録に漏れがあると思われる方一人一人に丁寧な対応をし本人に思い出してもらうことはもちろんであるが、数十年前のことを本人が記憶していないこともあり、一定の基準を設け職権で記録の整理を行うことも考えなければならない。	問題の大半は裁定時主義が招いた手番の未統合問題。 問題の認識は報道がされるようになってから。それまでは記録の整備は裁定時行うのが当たり前と思っていた。(そう教えられてきた。)	当然のことだが、記録統合すべく、記録の照会については丁寧な対応を心がけた。反省点は年金記録を数十年から長ければ百年以上という長期にわたって管理しなければならないことを見通せてなかった点。統合処理を先延ばしにしたつけが回ってきたということ。
4120	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	現在行われている方策を着実に実施するしかないと考えます。	平成3年に社会保険事務所に配属となった時点で、同じ制度でも複数手帳番号を有する被保険者が多数いることを知ったが、その理由として、会社、被保険者本人の年金記録に対する認識の甘さやコンピューター管理ではない時代の県外記録の確認事務の限界等で、迅速な事務処理のために過去は事務所側も黙認してきた面があったと聞いているが、そのためにも今は、新規適用時や年金請求時に旧姓や読み方を変えて氏名検索して本人に確認しなければいけないと言われ実施していました。 また、滞納事業所の申ざん等の問題についても、富山県では必ず賃金台帳等の写しの添付を求めていたため、不正は無いと認識しています。	新規適用時や年金請求時に、旧姓や読み方を変えて氏名検索して、疑わしき記録は必ず本人に確認していました。 遡りの適用関係書類には、必ず証拠書類の提出を求めていました。 年金記録のオンライン化時の本庁での対応についても問題があったと聞いていますが、それについては地方レベルではわかりません。地方事務所としては、事務処理の迅速化や人員不足を補うためとしての効率化を重視するあまり、添付書類の省略化を進めたことが止むを得なかったとはいえ反省点であり、徹底すべきではなかったかと思います。 今後も証拠となる添付書類については、あまり省略すべきではないと考えます。 また、事業所名の検索システムについても、各地方の事業所名変更の経緯などが反映されていないようであり、安易に集約することによって「該当なし」とすべきことにも今後の新たな反省点とならないか不安があります。
4121	地方庁	その他(社会保険事務所)	採用されたのが比較的最近のため、世間一般に知られていないような問題についてはよくわかりません。	現時点までに本人の特定ができないままになっている手番記録の多くが住所が登録されていない、間違った氏名や生年月日で登録されているなどの問題があると考えられます。そのような記録を本人の記録と結びつけるのは容易なことではないと思われますが、これまでそのようなものの中で本人記録と結びついたものの事例をまとめた物を作成し職員に公表すれば解決に役立つのではないかと思います。また、現在この問題に取り組んでいる職員の中には業務経験の少ない職員も数多くいると思いますが、そのような中で別人の記録を統合するといった新たな問題も発生しているので、処理方法や統合の際の注意点の周知徹底が重要であると考えています。	自分の在籍時にはもうすでに年金記録問題が世間に広く知られ、大きな問題となっていました。 自分が年金記録問題を知ったのもそのころになります。自分はこの問題について件数もとてつもなく膨大であり、また、自分が納付したにもかかわらず未納になってしまい受給額にも影響しさらに受給権さえ満たせないということになれば本人の生活にも大きく影響する深刻な問題と認識していました。	自分も問題の解決に少しでも役に立てればという気持ちで業務に取り組みました。また、実際の作業においてはミスをしないよう(別人記録の統合や記録補正の失敗)に慎重に行うことを心がけました。また、この問題についての反省点としては制度ごとに別々に記録を管理していたため複雑になり記録管理が困難なものになっていた点、記録を管理するにあたり入力ミスなど慎重さに欠いていた点などが挙げられると思います。
4122	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	手法としては、現行の調査方法でやるしかないと思うが、DBの充実と操作性について、もっと良くしてほしい。 例えば、年金番号払出簿の全国分のPC検索システムや、被保険者原票照会(届書080)の検索方法の拡充(資格取得日からの検索や、ページ送りについて枚数を指定できる等)をしてほしい。 そうすれば効率が上がるので、進捗も進むと思う。	やはり、国民の老後の生活に関わる年金の記録について、その使命や重大性について社保庁全体として認識が甘く社慣であったと思う。 問題を知ったのは報道があってからで、一事務所の職員だと全体を知ることがなかなか難しく、報道を聞いて偶然とした。	ねんきん特別便等の記録相談に対し、お詫びの念と誠意をもって対応するよう心がけ、その記録確認作業に積極的に従事した。 しかし、やはり件数が多く、また、体制も整わないうちに対応することとなったため、記録照会に対する回答や、年金の再裁定に非常な長期間を要しているので、この点に関しては社保庁全体として反省をしなければならないと感じている。
4123	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在行っている取り組みを進めていくしかないと思います。 ・社会保険庁が保有する年金記録を受給者・被保険者に通視して確認してもらう。 ・本人の記憶と年金記録が相違する場合、徹底した調査を行う。 ・旧姓など新たな情報に基づいて、本人と思われる記録を通知する。 これらによって自分自身の年金記録に納得してもらうことが大切だと思います。 調査を重ねても統合できない年金記録は必ず残るので、なぜ統合できないか(組合構記録の不備、本人の記憶がなければ特定できない記録がある等)を十分説明し、どこまで調査するかは政治的な判断に委ねるしかないと思います。	基礎年金番号が導入される前の制度ごとに払い出された手帳番号が、未統合のまま残っている問題と認識していました。 受給年齢に達していない人の手番が統合されていないことはわかっていましたが、ここ数年の報道や年金特別便の送付により受給者の人の記録にも多数の漏れがあることを知りました。	申請主義という前提のもと、本人に対して年金記録を積極的に通知するという取り組みがなかったことが問題だと思います。 未統合手番については、年金請求のとき時に統合すればよいという考えではなく、早期に解決する方策を取っていれば、このような大きな問題にはならなかったと思います。
4124	地方庁	その他(社会保険事務所)	思い当たりません。	専門の部署を設けて、早急に解決する必要があると思う。	テレビや新聞で報道された時。	できる限り、お客様の立場にたって接していますが、通常業務にも追われ 断片的にしかお客様と接することができません。もっと戦力になる人員を増やし ワンストップで、早急に解決することが、信頼を得ることへの近道だと思います。
4125	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	一件一件ていねいに確認し、進捗状況をしっかり管理して、着実に取組を進めていく	莫大な問題と認識就業と同時に知った	一件一件ていねいに確認し処理した
4126	地方庁	その他(社会保険事務所)		判明した記録については虚々と記録統合を行い、不明分についてはお客さまの協力を仰ぎながら、確実に進めるしかないと思います。		
4127	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません		大変なご迷惑をかけたと思いました。 年金相談を担当し、本人記録を調査していた頃ですので数年前ですが、 あまりの手帳番号登録の多さに驚いておりました。	通常業務を止めてでも来客するお客様が少しでも早く解決して納得して帰っていただきたいという気持ちで窓口対応を優先しておりました。 これまでの積み重ねと思いますが、日々の業務の気の緩みがあったのが原因と考えます。
4128	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金記録を解決する為の人員を増やす。	世間に公表されたときに初めてしりました。	国民の皆様にご迷惑をかけた点を深く反省し、信頼回復の為、誠意を持って来所者の応対をしてきました。 基礎年金番号が付与された時に、名寄せ作業を徹底して行うべきだったと思います。
4129	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		任期付職員であり、既にこの問題が起こってからの在籍のため、認識としては、いつかは必ず見直さなければならないときがくる問題であったというもの。	長い間見過ごされてきた問題であるので、時間はかかっても可能な限り正確に処理していくべき問題だと思う。特別便等の対応においても、窓口が一つでなく、何通も通知がきたり、何処が以前対応したのか不明であったり、住所変更しても特別便が再交付されないなど、細かい問題について、お客様からクレームを受けても正確な回答をすることができないのが、さらなる不信感を生んでいると思う。変更や修正へのもう少し早い対応が必要ではないかと思う。
4130	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金被保険者名簿の台帳の字が読めない字で記入されているため、機械への収録時に、誤った振り仮名や漢字で収録されているものが、少なからずあると思われます。また、台帳書き換えされているときにも、間違って転記していたりすることもある。	誰がやっても同じような結果になり、正しく本人の記録に結びつく調査をすることが、理想だと思います。調査のテクニックを共有できるといいな、と思います。年金の制度の変遷についてなど、知識のある人に教えてもらいたいです。	未統合の記録がたくさんあることを知ったのは、直接調査業務を担当することになってからです。日常の業務や、異動で直接の担当をはずれると、なかなか知識が追いつかなくなることがありました。	年金問題が、騒がれたことで、システム上いろいろ変わったり、少しでもお客さんに情報を確認してもらえる機会が増えたのはよいことですが、数が膨大でゴールが見えず、不安にもなります。 正しい記録に基づいた、正当な年金を早く、受給してもらうことが至上命題です。できることを一つ一つやるだけです。 年金問題解決にむけて特別便などやることは、今最重要ですが、現在の被保険者の一つ一つの届けに対しても、もっと丁寧に業務をやっていくことも重要なはずです。さける人員が限られ、ときどきこれでいいのかと思います。積み重ねがこうした年金問題を生んだことを、もっと意識し
4131	地方庁	その他(社会保険事務所)	宙に浮いている年金と言われている手番の中には、基番統合により年金額が減額になるケースがあることは世間一般に知られていると思いますが、そういったケースに対する社会保険事務所の対応に問題があると思います。事務連絡で再裁定の申立てがあった場合は統合のと、再裁定を行うように指示されていますが、逆に申立てがない場合は統合をしないこととなり、理解を得て再裁定し年金が減額になっている方との不公平感があります。また、期間照会やお知らせ便等で記録判明し統合はしたものの再裁定の申立てはしていないケースもあるのではないかと思われ、後々問題となるのではないでしょうか。	宙に浮いた手番を全て本人の記録に結びつける姿勢をやめて、本人の不利益になる等の理由により統合不用手番を確定するべき。また、すでに年金が統合により不利益となった方については手番を削除することも可能とする方策が望ましいと思います。あるいは逆にすべて確認できた手番についてはかならず基番に統合し、申し出がなくても再裁定を行うようにするべきと考えます。中途半端な対応では後々問題がでてくるのではないでしょうか。		
4132	地方庁	その他(社会保険事務所)		事務所ではお客様、電話対応で時間を作りにくいため専門チームで集中的にやっていく。	平成18年冬頃。 基礎年金番号に厚生年金・国民年金手番が統合されていない記録がある。	年金番号の確認をし複数の番号を持っている方にたいし、統合する手続きをとるよう案内した。 基礎年金番号の導入時に複数手番をもっている方にたいし周知させることができていなかった
4133	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		マイクロ等で確認作業をしている際に、未統合の記録や欠落している記録があることは認識していた。 以前給付課に配属されてた平成9年頃でした。	欠落している記録等は、電話帳を引いてみて個人の特定のできるような方は、2・3人連絡をとったこともあったが、連絡の取れない方が多く、個人的に作業するのは困難と思い中断した。 まず、今回の記録問題で、氏名等の整備が図られ、被保険者や受給者へ社会保険庁としてお知らせができたことがよかったと思う。 職員の記録に対しての認識が足りなかったことが第一の問題点だと思う。全職員が年金給付関係の部所に早い段階で配属され、記録の積み上げで年金支給ができることを認識することが大
4134	地方庁	その他(社会保険事務所)	ございません。	時間がかかるかもしれないが、ひとつひとつきめこまやかに丁寧に対応する。 最優先順位をつけ、期日を区切って全職員で全力で取り組む。	保険料をお支払いただいたお客様に対して、それに対する年金のお支払をしていない、また、その記録がもれている等大変重大な問題だと認識しております。 年金記録問題を認識したのは、国民年金不正免除問題があった翌年、平成19年5月位です。	来訪、お電話いただいた方に対して、親切・丁寧にお答えしようと心がけ対応を行いました。また、お客様に対して年金記録問題に関してのお詫びの気持ちを持って対応しました。 反省点については、この間職員のお客様に対する意識が低かったこと。職員一人一人が自分の仕事を自覚して、そしてきちんと最後まで実行する、お客様の立場にたった対応ができていなかったことが反省すべき点ではないかと考えます。
4135	地方庁	その他(社会保険事務局)				もうすこし、当時の地点で記録に関しての細かい法律・規則を作っておくべきだったと思います。
4136	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。	年金問題解決のための大幅な予算を組んだ上で、職員の増員と解決のための新システムを構築しできるだけ短時間に解決を図る以外にないと考えます。	私自身あまりキャリアが長いわけではありませんし、私は基礎年金番号ができた後に入庁した者ですが、お客様と接している中で基番未統合の番号を何本もお持ちの方と接する機会があります。 そうした状況を考えると、最初の年金の制度設計自体が誤っていたのではないかと思います。最初から基番のような物を作ってそれによって運営していけば、年金記録問題は防げたのではないかと思います。 また、基番ができた当時(平成9年)における統合作業も、今のようにもっとしっかりと問題意識を持って取り組んでいたのならば・・・と考えます。	その都度地道に、年金特別便等をお持ちになりご来所するお客様に対して丁寧に記録について対応させていただく事をしました。 また、一番の原因は上記で述べたように基番ができた当時の対応(もっときちっと統合作業をやるべきだった。)が悪かったと考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4137	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	一件、一件丁寧に、本人と思われる記録の照合を行い解決していく以外の法方以外ないと思います。	基礎年金番号が導入された際に、記録の整備・統合のため、年齢ごとに照会票を送付していたので、解決していくものと認識していました。 実際は、その整備・統合が進んでいないことを知ったのは、平成19年頃です。	今回、ねんきん特別便および定期便の対応に際して、丁寧に聞き取りを行い記録整備・統合に努めています。 年金記録問題の反省点については、結果的に記録の整備を先送りにしてしまったことおよび年金請求の際など、記録の確認をできる場面はあったにもかかわらず、確認ができなかったことがあったのではないかと思います。
4138	地方庁	その他(社会保険事務所)				
4139	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在も取り組んでいることですが、国民年金の特殊台帳や払い出し簿、市町村の記録等、残っているものは徹底的に調査するべきだと思います。	採用(平成18年4月)になってまもなく、記録問題が大きくなり、そのとき初めて知りました。それまではこれほどの数でこれほど深刻なものとは思いませんでした。	窓口、電話、書類審査時など、とにかく記録漏れがないか積極的に確認するようにしました。本人の記憶があいまいだからそれで終わり、ではなくマイクロを調べたり申し立てや記憶を手がかりに、浮いた記録とならないよう、できる限りの対応をしています。 以前は、未統合の手帳番号があっても、本人がよく覚えていないといえば深くは確認していなかったと聞いています。そういった状況が何年も積み重なったのもこういった問題になった原因のひとつだと思います。
4140	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	社会保障番号を導入すればこのような問題は発生しないと思います。	一刻も早く解決しなくてはならない問題と認識しました。問題を知ったのは、報道で知りました。	お客様からの相談をよく聞き間違いのない処理を心がけた。事務処理をすにあたり今後は、法令や業務処理マニュアル等に照らし合わせ適切な処理を心がけようと思います。
4141	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	①再裁定の処理について、さらに迅速な処理が必要です。 現時点では、進達から処理まで平均3ヵ月程度と公表されていますが、年金の種類や配偶者の有無等により、実際には1年以上要しているものも多くあります。記録統合が完了しても、スムーズに差額支払が行われないことに対 する苦情の対応に追われます。高齢の方も多く、みなさんに早く安心していただきたいと思います。 ②現時点で未統合の記録の持ち主は、無関心な方も多くおられるので、人手をかけても戸別訪問や電話により地道に確認を行わなければ解消しないと思います。	19年の秋頃に行われた名無しの記録の払出簿との照合の作業の際に認識しました。 これだけの不備記録が存在しているのならば、氏名・生年月日で検索しても判明するのは困難だということがわかりました。	お客様から窓口で期間調査の申し出を受けた場合は、できる限りWMで検索するだけでなく払出簿なども確認を行いました。 現在もカセットが開いていない記録がたくさんあります。早急に不備記録の整備を進めなければならないと考えます。
4142	地方庁	その他(社会保険事務所)	・旧台帳の記録がオンラインに移行されていない厚生年金手番がいまだに多すぎます。調査に時間を要していたものも移行が終わっていれば索引によりすぐに判明でき、再裁定等すべてにおいて時間が短縮できていると思います。	早急に旧台帳記録をオンラインに移行するほかないと考えます。	基礎年金番号に統合できていない手番が多数あり、受給者であれば年金額に反映されずに今に至っている。また、紙台帳からオンラインへ記録が正しく登録されておらず、同様の事態となっている。 採用された時より(平成16年)未統合記録が多数存在することは分かっていました。しかし、未	採用後から年金記録問題が取り上げられるまでは、未統合番号がある旨の問い合わせがあれば統合処理を行うため、届出書を送付するなどして処理を行うよう心掛けていました。ただ、当時は手帳を持っておられるケースがほとんどでした。 現在では、手帳番号が不明である場合でも記録を探し、統合できるよう心掛けています。
4143	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号に未統合の手番が多数残っていること、紙台帳からオンラインシステムに記録を移行した際正確に移行できていないことが問題と考えます。 未統合の手番が残っていることは、入庁した時点(平成10年)で認識はしていましたが、具体的にどの程度残っているかまでは把握していませんでした。 また紙台帳からの移行については、年金記録問題が発生し、実際に旧台帳とオンライン記録との突合を行うようになって初めて認識しました。	未統合の手番については、年金記録問題発生以前から本人確認ができた場合はその都度統合を行なっていました。 年金記録問題発生後は、特に窓口でお客様からの相談があった際は1件でも多くその場で記録を発見できるよう丁寧な対応を心がけました。 紙台帳からの移行については、国民年金マイクロ記録とオンライン記録の突合作業時、間違いがないよう丁寧に行なうことを心がけました。 反省点としては、基礎年金番号制度導入以降、未統合の手番について整理していく係を設け、地道に統合作業を行なっていっておればよかったと思います。 また、紙台帳からの移行についても、移行後に正しく移行できているかどうかの確認をとっていればよかったと思います。
4144	地方庁	社会保険事務所課長級以上	生命保険会社において外交員の資格を取らないと厚生年金に加入させない。 又、成績が悪くなると短時間になった等の理由により資格喪失を出していた。おそらく健康保険部分は健保組合のためそのまま加入させており、本人は厚生年金が喪失していることを知らなかったかも知れない。 退職について本人は有給を消化し退職したと思っていたところ、会社からは本人が最後に出社した日を退職日としていた。	取得・喪失の届出については社保と会社でのやり取りになっているため、本人がすぐに確認できない。お金はかかるが本人あてにも取得・喪失・算定(月変)の受理通知のようなものが送付できれば社保に出向かなくても、本人が確認できる機会が増えるのではないか。	今、問題になっている消えた年金と言われるような内容については、ここまで未整理の記録(既に死亡されている方や資格が足りず基礎年金番号に整理されていない方を除き)があるとは考えていなかった。マスコミ等で報道されてから問題の大きさを認識しました。	以前から年金請求を受け付ける際には職歴確認を必ず行い、本人と思われる記録があれば時間をかけても聞き取りし確認していた。他県でもそうしていると思っていた。今後も1件でも確認・整理をしていくことに変わりはありません。 本人に聞き取りしてもアルバイトだったから、年金はかけてないはずとよくお客様は言われるが、しっこいと思われても詳しく聞く取り、氏名検索等WMで判明しないから終わりではなく、期間照会を受付け記録判明に努める努力をすべきだと思います。
4145	地方庁	その他(社会保険事務所)	脱退手当金の問題。請求書が保存していない場合が多く、もらったもらってないでもめることがある。	法律を改正する必要があるので、個人としてやることはあまりないと考える。	基礎年金番号導入前に国民年金番号と厚生年金番号の二つにわかれていたのにその統合が不完全であり、かつ厚生年金番号に住所がのっていないので、一つの番号に統合するのは困難を極めると思っていた。	本人の記憶をもとに統合しようとしていた。厚生年金番号にも住所を記入するようになっていればと思う。
4146	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	職員一丸となって真摯に取り組むべきと思います。	自分を含め、国民一人一人の人生に非常に重要な問題であると再認識をしました。 また、年金記録問題の存在することを知った時期については覚えてはいません。	お客様の立場に立って、分かりやすさと丁寧さをこころがけました。 また、可能な限り迅速に問題解決に取り組みました。 お客様の訴えがあるかぎり、真摯に取り組んでいきたいと思います。
4147	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。		最初は、過去のオンライン化における移行事務がいいかげんであったために起こった問題であると認識していましたが、年金相談・再裁定事務を多数行っていくにつれて、過去の職員の問題だけでなく職員一人一人の認識の甘さ(年金裁定時までに記録が補正されればよい、など)、お客様に対する説明不足、不適切な対応などが積み重なって発生した問題であると認識しています。 私が年金給付課に配属された平成15年頃から、年金記録が適正に収録されていないことがあ	年金相談時に、記録がもれていた原因、年金制度について懇切丁寧に説明すること、現在行っている事務が将来の年金に直結するものであると認識して事務を行うことを心がけています。 職員一人一人の年金記録に対する認識の甘さ、本人にも自己責任がある(番号を紛失するのも悪い)といった無責任な体質が反省点として挙げられると思います。
4148	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	専門部署をつくり、対応人数を増やす以外のことはおもいつきません。	他事務所から納付記録の照会等があった時に、台帳保管事務所でもすべての紙台帳をマイクロ化していないことを知りました。	現在では、記録を機械に収録したけれども、紙台帳も残しておくべきだったと思います。 また、平成14年に収納業務を市町村から事務所でおこなうことになった時に、市町村に残っていた、紙台帳をもらいうけるべきだったと思います。 厚生年金について、現在のように住所を収録したほうがよかったと思います。
4149	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	簡単に解決する問題ではないので一件一件の調査を積み重ねていくしかない。	過去の年金記録にここまで問題があるとは思っていなかった。新聞等の報道によりはじめて知った。	現在国民年金の記録調査担当として調査漏れがないよう十分な注意を払いながら調査回答を行っている。しかしながら、上部組織への報告の数が多い上に頻繁に報告様式が変更になるなど実際の調査回答以外のところに時間を取られる点は今後解消していくべきだと思う。
4150	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	現時点においての古い記録が多く、確認が非常に困難であるため、ある程度の期間については、本人の申し出どおり認めるのが良いと思います。	年金記録問題は起こるべくして、起こってしまったと思っており、もっと早いうちに、何らかの対応をすべきで問題であったと認識しています。	以前より、お客様に対し、私が出来る限りのことをしてきました。 記録の整備を怠っていたことが反省点として挙げます。
4151	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	お客様の大切な記録だということを常に念頭に置き、丁寧な業務を行っていくことが大事だと思います。また、知識のある人を増やしていくべきだと思います。	記録の管理が適切ではなかったと思います。 問題について初めて認識したのは、新聞等の報道です。	手書き台帳の字が読みにくいことがあるので、当たり前ですが、字は誰が見ても読める字を書こうと思います。 知識・理解不足が年金問題を起こした要因の一つでもあると思います。 そのときだけではなく、何十年も先のことを考えて業務を行うことが必要かと思います。
4152	地方庁	その他(社会保険事務所)		一件、一件丁寧に対応する。	国民の生活に関わる重大な問題と思います。新聞、テレビの報道で知りました	電話、来所しての照会等について少しでも早く回答できるよう努力しました。職員が普段の仕事に問題意識を持つ事が少なかった。
4153	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	職員が最後まで真剣に取り組まなければならないと考えております。	国民の年金に関わることなので、重大な問題であると認識しています。 知ったのは世間的に報道されたり、問題になってからです。	特別便や期間照会などその時点でできることに精一杯取り組もうとしました。 問題の存在を以前から把握していた職員がいれば、その時点で早急に何か解決策や対策を考えるべきだったと思います。
4154	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にございません。	現在のスキームに人を増やして対応すること。	今般の記録問題はマスコミ報道を通じて初めて知った。	事務連絡等に基づき正確誠実に対応してまいりました。
4155	地方庁	社会保険事務所課長級以上	オンライン処理以降、基本的に記録もれはありえないが、国民年金の誤検認についての完結が、各事務所各課段階での処理であったため、こういう事態になると残についてすべての事務所が、責任もって対応していたかは正直不安である。	いくら予算をつけても、職場は通常業務でさえ慢性超勤をしなければ対応できない状況です。記録問題を本当に解決しようとするなら、充分な正規職員数を配置していただかないと、期限付き職員を一から職員を育成する時間と労力はなく、現状で本庁からくる通知をすべての職員に周知理解し、させることなど厳しいと思います。	現実問題として、現在のような社会問題という意識はなかった。 採用時よりご本人の申告以外は、統合等も不可能と教えられてきたため、申請主義の上、年金請求時確認していくとの考えでやむをえないとか思った。	常に現場での問題点に声を挙げ、疑問点、改善が必要なものについては組織全体の共有化を図りながら、内向きな業務とならないようにして行かなければならないと考えます。
4156	地方庁	その他(社会保険事務所)		人員増を図り、業務経験のある者を配置する。	基礎年金番号導入前の未登録手番を整理する問題と認識していました。また、その存在を知ったのは年金給付課在籍時の平成17、18年頃だったと思います。	未登録手番を見つけたときには、事業所名称や当時の住所等ご自身のものであるかどうか思い出していただくよう促し対応しました。また、振り返って考えると過去記録の整備としての取り組みはあったものの結果それが不十分であったんだろうと考えます。
4157	地方庁	その他(社会保険事務所)			新聞等で報道されて初めて知る。極めて重要な問題	本人記録と思われるものは、できる限り調べてあげたいとおもつた。昔からきちんと整備しておくべきだつた。入力後の点検作業を怠るべきでない。基礎年金番号制度導入の時から、統合できていない記録について、何らかのかたちで照会をするべきだつた。
4158	地方庁	社会保険事務所課長級以上	JR, 農林共済などの統合共済と、厚生年金期間が重複している者について共済期間にあわせて厚生年金の資格取得又は資格喪失年月日を補正するようにとの整備依頼が、社会保険業務センターより各社会保険事務所あて送られております。 現存の事業所であれば在職期間等の確認をしますが、資格取得届及び資格喪失届のとおり正しいとの回答であった場合、資格記録の補正は行えないものと思います。 しかしなが共済優先で処理をとの話もあるようで中々処理が進みません。 事業所が全喪している場合は、保険料の還付が不可能のケースもあり困難をを極めております。 これら統合共済との期間重複者は、「ねんきん特別便」及び「ねんきん定期便」が出力されず該当者本人に届いておりません。	統合共済と厚生年金の期間重複であっても現状のカット合算で年金が支給される仕組みに改めればよいかと思います。	年金記録問題については将来的に大変な事になると感じました。 年金問題が騒がれだした頃です。	長い歴史の中で生じてきた問題であるため、時間を掛ければ解決できるというものでもない。 できるだけ被保険者の立場に立って相談対応を心掛けたが、どうにもならない案件もあるのではないだろうか。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4159	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	時間がかかるとは思いますが、今のスタンスで効率を考え進めて行くしかないと思います。	WM上に無い記録や、氏名や生年月日の無い記録があることを知りませんでした。マスコミで報道されるようになった頃に知りました。	一つでも多く宙に浮いた記録を減らしたいと思い、当時年金相談窓口だったこともありできる限り探し、それでも見つからないものは調査の受付をしました。 年金請求時に記録が正しくなるのだと、信じていましたが、WMに無い記録を今のようにどこの事務所からでも台帳で探せるように、基礎年金番号ができたことをきっかけに始めていれば、こんなに大きな問題にはならなかったと思います。
4160	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません		平成6～8年年金給付課に在籍していた時より、氏名索引をすると複数の番号があり、本人に確認するも記憶が定かでなく、本人分として重複取り消しできなかったことがありました。もしかしたら本人記録かもしれないのに覚えていないため確認できない記録の存在があることを知りました。 年金記録問題については、非常に重要な問題と思っています。加入者の職歴や年金額など重要	年金記録については、本人に丁寧に十分な聞き取りを行い、記録判明に努めています。 反省点・基礎年金番号が導入された時、別番号の回答はがきの処理がおくれていたこと ・年金定期便のような本人への通知がなかったこと ・再裁定と支払いの処理に、かなり期日を用いていること
4161	地方庁	その他(社会保険事務所)	申し訳ありませんがわかりません。	過去の記録を、十分な時間、人手、予算を確保し着実に一件ずつ再点検するべきと考えます。	基礎年金番号導入時に、複数の番号を統合する取り組みが不十分であったと思います。 基礎年金番号導入時の平成9年1月です。	ご来所された方の他手番を極力統合するよう努めました。 機械化、基礎年金番号導入など、準備期間も少なく、お客様と直接対応する現場の実態も把握せず、進めたことが反省点のひとつと考えます。
4162	地方庁	社会保険事務所課長級以上		現在予定している、紙台帳との突合を多少時間がかかっても地道に確実に確認することと考えます。 特別便を短期間で送付し完了しようとした結果、後から後から別の記録(別手帳番号)の照会が何度もお客様に送付され、より一層不信感を抑いでしまった感じがしました。 短期間で行うことは当然ですが、中途半端な状態でのスタートはあまりよい方法とは思いません	H9にせっかく導入した基礎年金番号発足時の不十分な対応により生じたと思っています。	前段の回答と同様です。
4163	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	早期に解決させるための人員の確保	平成8年の採用時に適用課に配属されたときに、期間調査を担当したため、昔の厚生年金の記録が会社ごとにバラバラに付番されている人を多くみかけた。 年金裁定時に記録を整理するとの話であったが、このような人がすべての期間の会社名などを覚えているか心配はしていた。 平成9年に基礎年金番号が導入された時点でも、手番記録の照会の回答がなかなか戻ってこなかったのが気になっていた。	手番記録の照会については、回答をもらえるように何度も照会をした。 しかし、年金裁定時に記録を整備するという見識だったため、回答がえられないものについては、そのままになってしまった。 年金制度の認識が一般に得られていない中での、記録照会についての回答は難しかったように思う。 年金制度についての広報不足、年金制度の申請主義が反省点としてあげられるのではないか。
4164	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録問題の原因は、①年金制度の複雑さ②実施庁である社会保険庁(社会保険事務所)の管理体制③被保険者の無意識又は無関心 の3点にあると思います。今の世の中では、パソコン等により記録を管理することはたやすく思われますが、当時はそういったこともできず、年金手帳を交付し管理することになっていたもので、制度は分かれており、会社を転職するたびに年金手帳が増えていく等。被保険者自身の責任も少なからずあったと思います。 しかし、マスコミ等報道はそういったことには一切触れず、全責任が社会保険庁のずさんな管理でまとめられています。 問題の解決に向けて、(1)年金報道のあり方を改善することが重要と考えます。(2)年金記録を各被保険者の皆様に周知する方策をほとんど行っていなかったので、ねんきん定期便、年金通帳等の方策を積極的に行っていくことも重要と考えます。 (3)標準報酬月額を年間平均で算定できないものか。労働保険とリンクできないか。(4)社会保険適用事業所の基準緩和		裁定主義、届出主義の限界。 被保険者、お客様の立場に立った相談の必要。
4165	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	本人の申し出と管理の記録が異なる場合、 やはり第3者的な立場から、本人の申し出をきいていただいて、判断していってもらうしかないのでないでしょうか。	採用時(H6)において、年金給付課に在籍したため、複数の年金番号をお持ちの方が多数いらっしゃることは承知していました。そのため、当時においては、再裁定となることのないよう、年金裁定審査時に名前、生年月日検索で同姓、同名の人がいるのかいないのか検索して、記録があれば確認をおこなっていたと記憶しています。	しかしながら、記録に関しては、あくまで本人の申し出が基本であるとのスタンスであったように思います。今のように、持ち主のわからない記録をこちらから提示するというようなことは考えられませんでした。個人レベルでは、照会された場合にどうにかして記録をもみつけてあげようとすることしかなく、すでに制度全体の大きな問題であったように思います。こういったことに対しては、現場からの声として各種の会議においても出されていたのではないかと思いますが、本庁は、あくまで本人が申し出た記録に基づいて年金の決定をするのが基本であるというスタンスをとることで、この問題を回避しようとしてきたのではないでしょうか。大きな問題であるが故に公表、整理していくことは、さらに大きな社会問題を招くということを考えるあまり、根本的な解決を図る対応ではなく、そのときどきの問題のみに対処していくだけの先送りのという対応になってい
4166	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません		在籍する前からニュース等で見聞きする範囲で知っていましたが、国民の信頼を失った重大な問題と認識しております	お客様が納めた大事な年金の記録と考え、新たな年金の記録が見つかった場合には本人確認を行い、また新たな問題にならないよう十分注意をし統合しております。お客様から期間照会しているが何も回答がないなどの問い合わせを頂きますが時間がかかっているの現状ですのでお客様に説明をしご理解、納得を頂いております。 一人ひとりの意識、考えの甘さにあると考えます。
4167	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特別に知っていることはありません。	ご本人の年金記録がいつでもすぐに簡単に確認できるようなシステムを構築し(年金手帳の磁気カード化等)再三、再四、国民の皆様に年金記録を確認していただき、全署を挙げて全力で迅速に対応すべきだと考えます。	大変な問題であり、年金制度の信用性を失ってしまったと思います。はっきりはしませんが、3～4年ぐらい前だと思います。	お客様の年金記録の確認に全力で対応しようとしました。以前は厚生年金と国民年金で別々の年金番号があり、さらに以前だとおもいますがなかには被保険者が転職するたびに新しい年金番号を払い出していた点が反省点だと考えられます。
4168	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		どのような問題と認識していたか？ 未統合の記録とは基礎年金番号制度導入時に統合処理されなかった記録。しかし、年金の裁定請求時に本人に記録の確認を行うため、未統合の記録はいずれ解消されていくと教わっていたため、念に騒がれだしたことに違和感を感じていました。 問題が存在することを知ったのはいつ頃か？ 未統合の記録が存在することついては、事務所に配属されて間もなく知りました。しかし、未統合記録の数については年金記録問題がマスコミ報道で取り上げられて初めて知りました。	どのように対応しようとしたか？ 未統合記録については、基礎年金番号制度導入時に統合処理されなかった記録であること、年金の裁定請求時に本人確認を行い解消していくものであることを説明し、理解を得ようとしました。 どのような点が反省点として挙げられるか？ 記録の統合を呼びかける前に、不完全な記録の整備を優先させるべきだったと思います。不完全な記録が多数残っている中で、記録の調査・整備をしながら未統合記録の解消を進めるという
4169	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません		新規に採用された時から、ご本人から「・・・・に勤めていた。」という 申出がない限り教えてはいけないと言われていた。	そもそも記録管理システムがないと思います。 管理している情報を全くと言っていいほど開示してこなかったことが 大きな要因になっていると思われます。
4170	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません		最初は一部だけの問題であると思っていましたが、こんなに多くの記録不備があったとは思いもしませんでした。H19年くらいに知ったような気がします。驚きと自分の組織に対して不信感、失望でいっぱいでした。国民の信頼を大きく失い、大きな不安をいだかせたことに申し訳ない気持ちでいっぱいです。	記録の補正業務、再裁定など、全力で取り組みました。少しでも早く、多くの方を救えるのは、私たちしかいないという使命感でやってきました。 記録不備の他に、期間照会もたくさん出てきましたが、基礎年金番号を導入した際、統合処理を老齢年金請求時に再度するのだから確認できる、という 安易な考えで長い間やってきたのも間違いのもとでした。期間調査にも長い時間を要し、再裁定にも気が遠くなるくらいの時間を要したわけですが、もっと早く多くの人員を確保して、調査、再裁定に取り組むべきだったと思います。待っていただいている間に亡くなられた人も多くおられ、気の毒な思いをたくさんしてきました。早く処理をして、早く支払いをすることで、底まで落ちてしまった信頼がどこまで回復できるかわかりませんが、とにかく、早期処理だと思います。また、結果の通知がきた際、何のことかわからないという苦情を多く受けました。高齢者の方にわかりやすい通知をお願いしたいと思います。再裁定を進速したあと、20年以上前の夫婦の状態の確認のため、戸籍、住民票、所得証明などを何度も指示されましたが、諸変更の関係も簡素化していただ
4171	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	1件1件確認していくしかないと思いますので、現在行っている方法しかないと思います。ただ社会保険庁がもっている情報だけでは、なかなか本人様が現在どこに在住しているかなど連絡がとれないなどの件数が多いので、市町村役場などの協力が不可欠になってくると思います。 通常業務と平行してますので、解決にはまだまだ時間がかかると思います。	年金記録問題は、受け取るべき年金を受け取れてないというのは本人様にとって大変不利益なことで、そこを正しく確認していくというのは大変重要な問題だと認識しています。 お客様が年金を請求するときは、本人の記録を確認してもらい、これで間違いないと納得したうえで請求書を受理していましたので、そのような問題がこんなに多くの件数あると知ったのは報道があってからです。	お問い合わせがあったお客様に対しては、本人様も昔のことなのではっきり覚えていないことが多く、電話ではなかなかお互い説明も難しいので来所していただくようお願いしました。年金制度についても説明し、この問題については解決するために私たちの努力はもちろんのことお客様にも協力していただかなければならないことなどを説明し、相手の立場にたって精一杯対応しました。 反省点はたくさんあると思いますが、やはり昔からの積み重ねで年金を請求するさいに、本人様の記録の確認を徹底して行ってなかったからだと思います。請求するさいに記録もれが判明し
4172	地方庁	地方社会保険事務局長	特になし	時間はかかるかもしれないが、こちらで保管している記録を随時お知らせし、 確認していただく。	各制度で番号が違っていたため、こうした事態が起こるのはやむを得ないと考えていた。受給する際に十分確認すればよいという認識でいたが、氏名や生年月日の記録に問題があるのを知ったのはごく最近である。	各個人の方々の履歴を丁寧に尋ね、記録漏れがないかを細かくチェックするようにした。 過去の加入記録の保管の仕方、登録の仕方に問題があったと思う。
4173	地方庁	その他(社会保険事務局)		今行っているねんきん特別便定期便を徹底する。	一人が複数の年金番号を持ちそれらの記録が統合されていない。 それが問題だと認識したのはメディアで報道されてからです。	現在直接携わっていないですが自分が対応する際は少しでも多くの記録が見つかるよう調査を徹底する。新たに番号を払い出すときは過去に年金制度に加入したことがないか必ず確認し安易に新たな番号を払い出さない。 反省点は、紙台帳に記録していた時代にもっと詳しい情報を記載し誤記入がないようチェックをすべきだった。またそれを機械登録するときに正確な記録を登録するよう徹底すべきだった。 機械登録になってからは番号の払い出しについて安易に新しい番号を出さず、疑重複調査を徹底すべきだったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4174	地方庁	社会保険事務所課長級以上		個人個人を特定し、お支払いを行なうしかないと思います。	厚生年金の加入時に、以前加入がないかとのご質問を事業所対し行なうなど、年金番号を複数出すなどを避けようと連絡するなど、その当時の処理規定に基づいて事務をおこないましたが、初めて厚生年金に加入すると言われた方などは新規に番号を発行しておりました。ただ、その当時には年金請求時に記録は確認できると思っておりました。オンラインに入っていない記録があると知ったのは記録問題が起こってからでした。	以前の年金請求時の処理では、ご本人から勤務したとの話をいただけなければ、記録の統合を行なわない。会社名などは説明するなどの取り扱いであったと記憶しております。それでも何とか会社を思い出していただこうと説明を行ないました。また、オンライン化されていない記録はないものと思っておりましたので機械で確認できる記録は確認し、処理を行なえば漏れはない思い対応しました。 反省点として、思うことはまず機械化されていない記録が存在していることを理解していなかったこと。事務所で処理した後、集務センターに進達を行えば記録がキテンと入り管理されると考えたこと。被保険者の方々に記録の確認を行なってもらわずとも示されている事務処理で行なえる
4175	地方庁	その他(社会保険事務所)	昔は機械管理ではなかったという事。一人一つの番号(厚生年金・国民年金それぞれであるが)であったのにもかかわらず、徹底がされなかったのか良く分からないが、転職・住所の変更のたびに手帳を作っていた人がいること。	いまの基礎年金番号のシステムを堅持する。	年金記録問題については、大半は厚生年金番号等を複数持っていることが、大きな原因であると思っていた。本人が職歴を覚えていない等のため統合することができないことが大きな要因だったと思う。また、機械化が始まってから記録を移し変えるときの人為的なミスも若干はあったと思う。 存在自体を知ったのは、年金給付関係等の仕事に携わるようになってからだと思うが、いつごろというのははっきりしない。 統合されていない記録があるのは知っていたが、数年前より記録照会再確認を呼びかけていたことがあったので、それらによって、本人記録に結びつけば良いと思っていた。しかしながら、統	職歴確認時、氏名・生年月日検索を行う。旧姓の有無を確認し、旧姓での検索を必ず行うなどした。本人から申し出があれば職歴・会社名からも検索をかけるようにしていた。それで判明しない場合は照会書を提出するように依頼をしていた。 年金記録問題については、すぐに給付に結びつかないことが、個人が管理し切れなかった要因だと思うし、行政側からすれば、番号は一制度に一人ひとつの番号であることを伝えなかったことが反省点として挙げられるのではないか。
4176	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	他の事務を持っていると効率が悪くなるため、年金記録調査専門で人を配置することが必要と考えます。そのうえで、過去記録(マイクロ)の調査や、本人確認、文書や電話など分担を設定し、早く確認できる案件と時間がかかる案件とをわけて効率化を図ることも必要ではないかと思います。体制は近い状況になってきていると思いますが、機能が発揮しきれていないような気がします。 また、共済組合、農林年金など他の制度で事務機関が別にあると、記録が整備されるまで通常より多くの時間がかかっています。連絡調整で困難と思われますが、他の制度との調整が早くな	基礎年金番号制導入前の手帳番号で未統合となっている件数が膨大であるという認識でした。年金給付の事務に携わるようになってからですので、平成19年ごろから認識するようになりました。	氏名、旧姓、生年月日から本人の記録と思われる番号について、窓口で確認したり、文書の送付であった場合は電話連絡して後日文書を送付して確認していただくなどで対応していました。今考えますと、電話連絡だと相手と話ができないと、保留することになり、その保留がたまる結果、事務効率が悪くなりました。文書送付を有効に活用して一次照会、二次照会など段階を整理して多くの案件に対応をできる流れを構築するようにすればよかったのではないかと考えます。
4177	地方庁	その他(社会保険事務所)	働いて数年なので、わかりません。	体調や精神、家庭などのことで今までできちんと働いていた方がやりたくても仕事を続けられなくなるような職場制度を改善すればよいと思います。不況といわれても、勤務経験の長い方はやめる一方です。 勤務経験が短い方ばかりでは、人数を増やしても昔の制度をしらないので問題解決の糸口すら見つけることが本当に困難です。時間も無駄にかかりますし、誤る危険性も高いです。ねんきん	数年しかいないので、年金記録問題がでるまで知りません。 年金記録が見つかっていなかった方も大変だったと思います、が、対応するほうでも文章にできない辛い体験を受けるものと認識しました。	いまさらですが、年金制度を改変しすぎて、複雑になったことが問題の一端と思われます。 お客様は一言まず言いたいことがあるようなので、対応には、まず相手の話を聞いて行いました。
4178	地方庁	その他(社会保険事務所)	カセットの未オープン記録が膨大な数残っている	未オープンのカセット記録について旧台帳を添付の上各事務局に補正作業を依頼する。また、9999入力できるようシステムを改善する。	現在期間照会事務を担当していますが、国民一人ひとりの財産を守る問題として認識しています。以前よりうすうす感じてはいましたが、5千万件の宙に浮いた年金問題が発覚して膨大な量があることを自覚しました。	平日、休日関庁日の対応として、当時のことをなかなか思い出せない方もある中で、社保庁の持っている情報を活用して詳しい聞き取り作業を行いお客様に対応していました。反省点としては、年金の裁定請求をする際に、再度職歴の確認作業の徹底することが必要と考えます。
4179	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	人財育成し、人数を増やす。	正直に申し上げると「大変な問題だな」と漠然と思っていました。 報道で知りました。	お客様に誠意をもっての対応。 迅速かつ的確に。 特別便や記録問題の調査作業を、職員が本来の業務を行いながら作業しているので、どうしても時間がかかる。 お客さんは早期の解決を求めているので、優秀なる人材を育成し、調査業務にのみに専念させるべきだと思う。
4180	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	記録問題についての経緯について説明し、一人でも多くの人員により一日でも早く解決することが今一番重要であるとともに、国民の皆さんの信頼の回復にもなると思います。	昔は、コンピュータもない時代でしたので、旧台帳に書かれたものに対して、非常に重要な意識としては、もってなかったと思います。それが、今明らかになって、大騒ぎした原因であろうと思います。	今と昔では、年金に対する考え方というものが、全く違うと思います。今現在テレビのニュースを見ていても、年金への関心は非常に大きいと思います。本当に、60歳、65歳になれば、年金を実際支給されるのかなどdす。信頼回復には、お客様にわかりやすい制度、説明が重要であると思
4181	地方庁	その他(社会保険事務所)		事務所ごとに規模も違えば、記録の調査を申し出る人の人数も違うので、人員配置、特に記録調査に関する担当について事務所ごとに幅をもたせられるようにできる方がいいかと思う。	最初のうちは、自分の採用前の記録管理の問題であって、正直な思いとしては尻拭いさせられている感覚は大きかった。平成18年に国民年金に在籍していた時期に知った。	お客の申出があった際には、記録調査の方法に従って極力本人に早めに回答できるように努めようとした。
4182	地方庁	その他(社会保険事務局)	現在調査している会社名について、正式な会社名(台帳の会社名)でよばれていない会社で通称的に使われている会社名(屋号)しか覚えていない人も多いので、地元に詳しい人が期間調査をしなければ見つからない記録は沢山あると思います。	地元の会社に詳しい人を期間調査の担当にするほかないとおもいます。	受給者にとって、老後の生活にかかわることなので、大きな問題とは思いますが、急激に問題が大きくなったため、問題に対しての対応に戸惑いました。 問題の存在について、統合されていない記録があったことは年金給付課にいたので知っていましたが、実際に件数を知ってびっくりしました。	対応としては、1件1件解決して ゆくしかないと思います。窓口でゆっくりと話を聞きませんと古い記録はまず統合できないと思います。会社名についてもその地域の人しかわからないもの(正式な会社名でよばれていない会社で通称的に使われている会社名)や場所しか覚えていないケースが沢山あります。
4183	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくにございません。	窓口で対応していて一番困るのが、カセット解除がされていない時です。 カセット解除が必要なデータが膨大な量であるのかもしれませんが、依頼を受けてからではなく、早急に全データを解除して欲しいです。	基礎年金番号が導入された時に、ちゃんと手番を統合していれば良かったのかと思います。 ただ、記録の改ざんにつきましては、昔の状況がわかりませんので、何とも言えなです。 年金問題を知ったのは入社した時に始まりました、ねんきん特別便で初めて知りました。	一概には言えませんが、この問題は社会保険庁にも加入者の被保険者の両方に意識の問題があったのではないかと思います。 社会保険庁も記録のデータを写す時に何度も確認作業を怠っていたのではないのかと思いますし、台帳をマイクロで見ておりましても、万人が読める丁寧な文字で書けていない事も問題であると思います。 またお客様も、窓口で書いてもらう受付票にフリガナや旧性をきっちり書けていない人が記録問題のご相談に来られている事からこの様な問題が生じてきているのもあるのかと思いますので始めに必ず確認をして意識改善してもらう様にしております。 そして、一つでも宙に浮いた記録が突合されます様に、お客様の記録を探し出す努力をしており
4184	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし		国民年金や船員保険の業務を担当していたとき(昭和60年から平成6年頃)、年金記録の手番(特に厚年・船保)を多数払出しされている方が多く、受給権を満たすかどうかを確認する際、本人の記憶もあいまいであれば困難を極めた。この原因は、本人が再就職の際に手帳を提示しなかったためなのか、事業所が確認を怠っていたのかは不明であるが、都市部の厚年が多かったように記憶している。なお、オンライン導入前の記録が多く、社会保険事務所では重複付番であるかどうかの確認は難しかったと思う。	国民年金の未納者のうち、年齢該当者や未納年齢該当者への納付勧奨に当たり、あと何ヶ月で年金が受けられるからとのセールスポイントで納付勧奨をする際、お客様が記憶されていない記録を思い出してもらうため、勤務地のヒントを与えたり、事業の種類などのヒントを与えて、思い出してもらいやすいように説明していたが、社会保険庁をあげてこのような記録の統合(解消)に向けた努力をしておれば、良かったのではないかと思う。
4185	地方庁	その他(社会保険事務所)	そういうケースは知りません	分かりません	自分としては何も問題ないと思っていたので、認識していませんでした。 国会等で取り上げられた時からです。	今のまま自分に与えられた仕事を淡々とこなすことです。
4186	地方庁	その他(社会保険事務所)	火災や水害のため名簿が欠落している。	名簿がなければ払い出し簿での調査をし、そこで判明できれば喪失の認定。 第三者委員にゆだねるしかないケースもあるかもしれませんが・・・	平成19年、世間に大きく騒がれた時、当時年金給付課で窓口にでることも多かった私は、日に日にお客様が増え、そのほとんどが年金相談だはなく期間照会だったので驚いたことを覚えています。私自身としては、年金請求時に改めて期間の確認をするので漏れてると言う自覚はなかったのですが、実際その時に来られたお客様の多くが漏れがあったので深刻に受け止めました。	とにかくお客様の声を聞き、いろんな目線で考え対応してきたつもりですが、やはり何十年も前の記憶を高齢の方に思い出していただくのが心苦しく、もっと早く対処できていたらと思いました。
4187	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	オンライン記録と紙台帳との突合の徹底。 調査業務に携わる正規職員の増員。	オンライン収録時の入力誤りが思っていた以上に多かった。	紙台帳・原票の記録をもっと正確にオンラインに収録すべきであった。
4188	地方庁	その他(社会保険事務所)	本業務は平成21年4月1日より、平成21年12月末任期期限までの勤務です。9ヶ月の勤務予定で、2ヶ月目より窓口で年金相談も対応しています。対応した範囲内では、ありませんでした。	まず、年金問題の啓蒙活動が必要です。医療の問題と同様に年金の問題は1, 2を争う国民の最大関心事です。医療ついてはNHK教育テレビ、BS放送で毎日のように放送されていまず。年金についても、同様にTV番組を作成・放送すべきだと思います。あまりにも、情報がスキャンダル的できちんと体系だった情報開示が必要です。解決策も、費用対効果・人的コスト・システム開発コストをプランごとにシミュレーションして、決めるべきだと思います。	本年4月よりの勤務ですので、最大の問題と常に意識しています。着任前から問題の存在はニュース等で知っていました。	窓口での年金相談、電話での問いあわせで、所属している国民年金の問題は顧客に説明し、解決へのアシストを実施しました。国民への情報開示が遅れていると強く感じました。
4189	地方庁	その他(社会保険事務所)	古い台帳(マイクロ)がなかったり、標準報酬関係の表示等がもれており、今となっては確認ができないものがあること。	時間と予算をかけて確認していくしかないと思います。確認専属のスタッフも増員するべき。	自分が記録確認作業をする以前は、ウィンドマシンで確認できなくてもマイクロを確認すればわかるであろうくらいの認識でした。平成17年頃です。	記録確認にあたっては、諸々の可能性を含めて調査することを基本としていました。反省点としては、紙台帳記録をWMへ取り込む際に徹底的に確認をするべきだったことです。
4190	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	ねんきん特別便の返送がまだのお客様に対しての広報。 再裁定処理のスピードアップのためのマンパワーの強化。 WMの入力やWMの表示などわかりやすいものに変えて入力ミスを防ぐ。	年金記録問題は社会保険庁の記録管理の甘さが引き起こした問題だと思いますが、厚生年金を納める事業所や国民年金を納める被保険者にも非がある部分があると思います。しかし、当時の記録や領収書、賃金台帳が残っていないことが多く、真相究明は困難だと思います。よって社会保険事務所の事務処理が正しかったとしても社会保険庁の記録誤りだと言われてもしかたがないことかもしれません。年金請求を届書主義としたのが間違いだと思います。	記録問題の対応は記録を一つ一つ洗いなおさないといけませんので、とくべつ便を提出したお客様の記録や年金手続きで来所したお客様の氏名検索をきっちりし、記録に漏れや間違いがないか残さず確認することです。 反省点は対応が後手に回っていると思います。本人の記録だろうと思われるものでも本人が否定したり、統合したら逆に年金額が下がる方は自分の記録ではないと言ってくる方もいると思いますがそういう記録は最近からパソコンに登録できるようになっていますがもっと前から登録できるようにするべきだったとかいろいろ非合理な点があるように思われます。 また、届書は今ある分も含めてマイクロ化する。FDで事業所が出した記録なのか社保側で入力した記録なのかそれともインターネットで電子申請したのかがわかるようにすることが必要だと思
4191	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現在の特別便や定期便と適じて解決していくしかないと思います。	昔の加入記録等についてこんなに記録もれがあるとは思いませんでした。問題を認識したのは、報道などで知ったのが最初です。	窓口や電話での対応は特に丁寧でわかり易い説明をするようにこころがけました。反省点については、調査や再裁定処理に時間がかかっている点です。
4192	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	事実と異なる嘘以外は出来る限り認定の方向で審査していくことが、記録問題の解決への最善と考えます。	H19年当時、5000万件の未統合記録の発覚が話題になった頃、これはすごい件数の話で全国レベルで全庁を挙げての取り組みになるかもしれないと思っていました。。	被保険者一人一人、一件一件への対応を今まで以上丁寧に一生懸命対応していこうと思いました。が、振り返ると、騒ぎになり事務所に人が押し寄せ、結果的には長い時間待たせてしまい、受け入れる体制が充分に構築されていなかったと思います
4193	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	これまで取り組んできたねんきん特別便の結果を踏まえ解決されていない記録があれば、今後のねんきん定期便を活用し年金記録問題の解決に向け一件でも多く解決できる新しい年金記録の管理体制や検索システムを開発する必要があるのではないかと考えます。	年金請求時に本人に職歴を確認と解消されるケースがほとんどと認識していた。 今回の記録問題でこんなに解消されていないケースがあることを知りました。	お客様からのご照会にできる限る期待に沿う様お話を伺い記録問題を一件でも解決するよう対応するよう努めました。 この件で、ご照会いただいたお客様から時間がかかりすぎるとご指摘をうけることが辛かった事から今後、記録問題でご照会いただいた際に記録をWMで探す作業で時間がかかりすぎるためキーワードで記録を絞り込める新しいシステムを開発してほしいです。
4194	地方庁	その他(社会保険事務所)	ございません。	最終的には政治的手法による解決はやむを得ないと思います。	年金加入期間の確認は、かなり過去の記録が多く、記憶が曖昧になっていたり、事業所の名称、所在地が変更になっている事もあり、時間が経てば経つほど解決が困難になる問題であると認識しております。 問題存在の認知時期ですが、平成21年2月に入所致しましたので、以前より新聞やテレビなどで知り得ました。	電話での特別便等の問い合わせについて、出来るだけ分かる範囲内での回答や、不安や不明な点が少しでもある様なら、事務所や相談センターでの、相談を勧めました。 以前の事ですが、年金番号を一人で複数持つ事が出来た事、年金受給時に以外に、年金記録に対して関心を持つ事を促さなかった事が挙げられると思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4195	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし		マスコミの報道を受け、未納は全て社保の管理がずさんであったためという姿勢で相談に来られるお客様が多くおられたことは大変残念なことです。国家の制度ですので最終的に国が批判されるのはやむをえないことですが、国民年金では保険料の収納を年金の知識がほとんどない組織にまかせ、手作業で市町村から国へ報告するシステムのなかでは100%正確な情報が保管されることは難しいことと考えます。また、厚生年金に関しても事業主からの報告であれば全てにおいて正しい情報が国に報告されていたとは考えにくい部分があります。何十年も前の年金の記録を完全に整理することは不可能な問題と認識しています。 しかし、年金に無関心であった若年者を含め、日常の大きな関心事になったことは良かったと思います。	相談者に対し、1件1件調査し、誠実に回答していくしかないと考えます。
4196	地方庁	その他(社会保険事務所)			根の深い問題であり、全職員で対応しないと解決できない問題だと認識していた。 知ったのは平成17年頃だと思います。	できる限りお客様の声を聞くことが、調査をするうえで重要だと感じた。
4197	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし。	なし。	未統合の記録が相当数あるという認識はありましたが、各種届出等のさい確認できた時に統合したり、最終的には年金請求時に確認し統合すればよいという認識をもっていました。ですから、これほど大きな問題というふうには捉えていませんでした。	このような大きな問題となってからは、一人一人機会あるごとにその都度丁寧に確認することを心がけています。 この問題の発端は今までの積み重ねがやはり原因と思われます。台帳の正確な記帳、機械化への移行作業、そして基礎年金番号の導入と、それぞれ節目の時にきちんと確認作業をしてこなかったのが結果的にこのように大きな問題になったと思います。
4198	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	誠実にやっていくしかないと思います。	ねんきん特別便を送付する前の名寄せ作業の下準備をしているときです。	真摯に対応しようとしました。
4199	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	考えられない。四年前	適切な事後処理
4200	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	現状の対策で十分だと思う。ただし、記録の解明が難しい案件については、無理な期限を設定するのではなく、十分な時間をかけて確認作業をすべきだと思う。	具体的に意識するようになったのは、記録問題として騒がれるようになってからであり、すべてを解明するには十分な確認作業が必要になると認識していた。	年金記録の解明に向けた確認作業をしっかりと行うとともに、年金相談に来られた方々や電話での応対に際し、わかり易い説明を心がけ、年金制度に対する信頼回復に努めた。
4201	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に、ありません。	旧被保険者台帳、名簿との突合は、必要と考えます。 しかし、現在申出のある被保険者記録調査分を確実に処理することのほうが、国民の不信感を除く早道と考えます。	年金制度が出来て以来、その記録の収録方法・その媒体、また管理方法は、その時代によって異なり、時代が変わる毎に将来を見据えた制度の変更や収録記録の管理方法を見直しを怠ってきた結果だと今現在は思えます。	(8)のとおりです。
4202	地方庁	その他(社会保険事務局)	知らない。		平成19年頃知った。 計算の基礎となる期間や報酬月額は正確なものでなければならない。	年金裁定に際し、不明瞭な点があれば各社会保険事務所に照会する。 平成20年以前は民間企業に勤務し社会保険事務を担当していました。 資格取得の手続時は基礎年金番号を登録するために、番号が不明な者には、前の会社に問い合わせてもらったり、国民年金の納付書を見て確認してもらったり、どうしても不明な者に対しては、近くの社会保険事務所に行って調べてもらうようにお願いしました。 反省点としては、今後、被保険者に対しては基礎年金番号で通すようお知らせしたり、企業の総務担当者には、年金番号を乱発しないように資格取得時の注意点を組織をあげて啓蒙すべきか
4203	地方庁	その他(社会保険事務所)		誠意を持って、お客様に満足していただけるよう、業務を遂行して行くしかないと思います。	年金問題は重要な問題だと認識していましたが、存在を知ったのは、新聞やテレビなどで報道されてからです。	お客様に誠意を持って対応するしかないと思っていました。反省点ですが、基礎年金番号を付番する前に、本人確認できるよう、住所の入力、ほかの手番の確認、情報の提供をしておけばよかったのでは、ないでしょうか。
4204	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	社会保険制度を事業主や従業員等に広く広報・告知を行うようにする。 業務センターで持っている記録を全てオープンにする。	問題がある事は認識しているがどのような問題かと問われても答えにくい。	極力その場で回答をするように(例えば記録統合をしなければならないものがわかればその場で処理を行ったり)して対応してしていた。
4205	地方庁	その他(社会保険事務所)	脱退手当金受給期間が、別手番判明したところ、厚生年金加入期間となったため、脱退手当金が取り消しとなり、期間が復活したケースがある。	被保険者期間中は脱退手当金は支払うことが出来ないとなっている法律を変更する。 被保険者記録登録のときに、脱退手当金支払日の日付を加入期間外の日付として保存する。 どちらにしろ、脱退手当金受給したにもかかわらず、それが年金の金額に反映された方とされない方がいるのはおかしい。	年金相談窓口で請求書受理時に、必ず氏名検索をして本人の記録に漏れが無いか本人と確認しながら請求をうけていました。 年金記録問題が報道され、記録確認がはじまったときに、初めて知ったことが、「手書きの記録から、機械化するにあたり、パンチャーに委託してそれをしていたこと」「名前の登録を省略していたこと、」「生年月日をあいまいに入力していたこと」でした。 窓口で自信を持って対応していた私にとってだまされたような気分でした。	相談窓口にせきを置いている私は、一人ひとり時間をかけて、社会保険で管理している記録と、ご本人の記憶とを照らし合わせていくことが必要だと実感しています。 そして本人が納得したところで請求をお預かりするようにしています。 また、受給者のかたも、今受給の記録とをみながら、細かく聴取し、期間調査をうけています。 これをするためには、人員確保がどうしても必要となります。 年金相談窓口の今の体制ではきめ細やかな対応がむずかしくなっています。
4206	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくになし	年金の知識の豊富な方々(OB)などの力をかりね、すこしでも早くこの問題を解決できるよう組織全体で対応する。	年金記録問題は組織全体で解決しなければならない問題。通常業務と平行して、両方ともに遅延させることなく問題解決をすすめなければならない。 私がこの問題が存在することを知ったのは、新聞やテレビ等で報道されてから。	事務所全体で年金記録問題を解決するように対応してきた。窓口でも丁寧に対応しようした。 現時点でみた場合、再裁定の処理の遅延、厚年・国年の期間照会の回答が遅れてしまったことが反省点としてあげられる。
4207	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。		問題が存在することは、公表されるまで、知りませんでした。	被保険者の皆さんに、わかりやすく説明出来るように、努めてきました。将来の年金に対して、若い時になかなか考えられませんが、年金の大切さを、広報し年金番号の、重複は極力避けるべ
4208	地方庁	その他(社会保険事務所)				忙しい人(課)と、そうでない人(課)の差が激しすぎると思う。 事務センター等にも知識のある人がいるのだから、事務所で溜まっている、知識がないと処理できないようなものを、もっと分担してやったら良いと思う。 ほぼ毎日早く帰る人と、毎日遅くまで残っている人が決まっていて、やる人にばかり負担がかかっていて、それではなかなか進めないと思うので、事務所・事務センター・事務局と関係なく、役割分担を決めたら良いと思う。
4209	地方庁	社会保険事務所長	ありません	なし	各年金制度ごとに異なる番号を付番して年金記録の管理をし、年金の裁定請求をする時点において、年金記録の確認・統合(裁定時主義)を行うといった手法を採っていたことに問題があったと思われます。 しかし、当時の年金記録の管理・整理の手法としてはやむを得なかったことと考えています。 認識した時期は、平成18年12月頃です。	「基礎年金番号」を付番して10年経過することから、「基礎年金番号」に統合されていない年金記録の整理を早急に行うべきと考えていましたが、この時期の直後に「ねんきん特別便」に関する業務が開始されたところであります。 お客様のニーズ把握が欠如していたことにより、意識改革等がなされないまま「裁定時主義」といった対応を行っていたことが、反省点として挙げられると考えます。
4210	地方庁	その他(社会保険事務所)			国会での追及やマスコミの報道により年金記録問題が大きな社会問題であることを認識しました。 国民の信頼を失い、公的年金制度が崩壊しかねないほどの重大な問題である。	年金特別便(定期便)による未統合記録の解消に積極的に取り組みました。 紙台帳の記録を管理する方法が、適切でないことによる。 基礎年金番号の導入が遅すぎたのも一因では。
4211	地方庁	その他(社会保険事務所)			組織全体の記録管理に対する意識の低さ、認識の甘さの結果だと考えます。 マスコミ報道により初めて知りました。	記録統合はお客様と接触できたあら ゆる機会を捉え、その都度統合することを心がけました。
4212	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	記録問題の早期解決のためには、やはり人員が不足しているのではないかと考えます。 通常業務と並行しての記録確認作業は効率的ではないので、記録問題専任スタッフの増員が必要ではないでしょうか。	自分の中で、年金記録問題が大きな問題であると認識したのは平成18年から19年くらいであったと思います。 ただ、それ以前から、日々の業務の中で、基番に統合となっていない手番のままの記録等をお持ちの方が中にはいらっしゃったので、統合が完了していない方が全国ではかなりいらっしゃるのではないかと思いました。	未統合の手番をお持ちの可能性がある方には、記録の確認をしていただくようにしました。 反省点としては、もっと早い時期から、国民の皆様に記録の確認をお願いすべきではなかったかと思います。
4213	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	年金記録を統合する際は、基本事項をしっかり確認して完全一致させてから統合する。 年金特別便、定期便にて記録の回答があった場合には、最後まで責任もって調べ回答する。	年金記録問題の存在は任期付で入局する前から知っていた。 外部側から見ると、どうしてそのような問題が起こったのか理解ができなかった。 実際自分が問題を処理する側に回ってみて、一部の職員の過ちがあたかも全員同じように怠慢していると思われると実感した。 年金記録問題はどちらかが悪いといった一方的な「悪」ではなく、その時代の背景や事業所、加入者、社会保険庁のそれぞれの「落ち度」などが混ぜ合わさって複雑な問題になっていってしまったと受け取っている。	反省点として、各それぞれ悩い改める必要があると思われる。 加入者には加入者なりの、事業所には事業所なりの問題点もあったはずである。 (生年月日を偽っていた、届出をきちんと提出していなかった等) それを踏まえて今度は社会保険庁として過去の記録問題は最後の一つまで調べて回答するといった対処が必要である。 きちんと届出をしていたのに記録が確認出来ず年金が受け取れないのは我々の怠慢で言い訳も出来ず言語道断である。 今現在は休日返上で記録問題に当たっている。 今何より先決に行うべきことは、起こってしまったのを言い訳するよりも自分としては一つでも記録を突合させ、年金に対する疑念を払拭していきたいと思っている所存である。
4214	地方庁	社会保険事務所課長級以上	昭和40年代前半までは、コンピュータがない時代だったため、銀行の通帳等についても手書き作成されていたこと。手書きの時代については、氏名は漢字表記のみのため「ふりがな」を必要とされていなかった。もちろん届書等についても「漢字氏名のみ」の記入となっていた。そのためデータ化し機械処理を行うにあたり、「フリガナ」を入力者が独自の読み方で入力を行う必要があった。このようなことから読み間違えさえやすい氏名について、本来と異なったカナ氏名を入力されたことによって、別人として登録されている。しかし、現在のコンピュータ化の時代において「カナ氏名が違う」という現状が理解されていない。	データ化の変遷を知る人員を活用し紙台帳を点検することにより調査作業を進行させることが重要である。特に国民年金については、市区町村で事務を取り扱っていたことから、市区町村毎に台帳等も異なっており複雑となっている。	基礎年金番号を導入した平成9年において、従来の「国民年金・厚生年金保険・船員保険」の3制度の手帳記号番号を統合することが遅れたことが問題となったものではないかと思う。 基礎年金番号通知書を送付した際に回答ハガキを同封していたが回答率が悪く他制度の記録統合が進まなかったことと思います。	現場レベルでの問題認識については社会保険事務所から事務局を通じて問題提起をあげているが本庁が問題として過小に捕らえていたのではないか?と思う。しかし、当時も回答ハガキの回収も多くなっており、また基礎年金番号通知書の発送も一大報道され世論の関心も高まっていたが、記録問題については表面化しなかった。 また、人員不足が一員であると考えます。当時はいわゆる派遣職員もなく非常勤職員・賃金職員を含めた人員で対応にあたっていたので絶対数の人員が不足していたことが作業の縮小を招き問題解決となかった最大の問題と思います。
4215	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在しているように一つ一つ確認するしかないと思います	報道等で騒がれるようになり知りました記憶違いの人もいますが本当にもれている人もおり大変なことと思いました	事務所での指示どうり窓口や電話で応対し記録を調査確認しました長い期間のことなので本人が確認できるようにまえからできたらと思いました

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4216	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	現在、スピード重視で処理をしているが、2次災害的な処理誤りの報道がされている。また、大量に採用される非常勤職員への指導・管理で職員の負担も相当と思われる。相当の知識を有しているOBの活用は絶対必要と思われる。 また、将来的問題として事業所からの届け書、添付書類の電子化は証拠書類の保存の観点から検討されるべきと考える。	戦中、戦後の厚生年金の加入記録が見つからないケースを主に年金記録問題と認識していました。 5，6年前に認識しました。	直接、年金記録を扱う部署に在籍していなかったので具体的な対応はしていません。 本庁と地方庁がオンラインで結ばれた時期に合わせて、全ての紙台帳記録ををシステムに載せていたら、今回の事態を大部分回避できたのではないかと思います。
4217	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号導入時から、内部で勤務している職員であれば、未統合の年金記録問題に、組織として早期に対応していかないと、いずれは今回のような問題に発展してくるであろうということは、ある程度誰もが予測できたことだと思います。	昨年、ねんきん特別便が送付されるまでは個別の相談毎に将来、記録が整備されていないということがないよう窓口での入念な対応を心掛けるくらいしかできなかったと思います。しかし、制度発足からの年金記録すべてを整備するには個人での対応では限界があります。当然、組織をあげての対応が必要となってきますが、その対応が遅れたことは否めないと思います。自分も組織に所属する人間として反省しなければならないと思います。今回を契機に国民の声を真摯に受け止め、今後も1つ1つの対応を大事にしていきたいと考えます。
4218	地方庁	その他(社会保険事務所)	思い当たることはありません。		年金問題があることを知ったのは、免除の記録問題が発覚した時です。(平成18年5月頃) 統合されていない記録が、いくらかはあるとは思っていましたが、こんなに何万件もあるとは、想像していませんでした。年金受給の手続時、確認していると考えていましたし、ご本人さんも納得して申請していると認識しておりました。(年金相談に携わったことがありませんでした。)	一件、一件丁寧に、確認してゆくしかないと考え、相談にいらっしゃったお客様には、しっかりと話を伺うよう心掛けました。 また、問題点としては、やはり、一人で年金番号をいくつももてる状況だったという点だと考えます。今のように、コンピューターがない時代に、チェックをかけるのは困難だったとおもいますが、年金の仕組みについて、会社、個人の認識不足も大きな問題点だったと思います。
4219	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	業務処理の迅速化のため人員を増やす。	手帳を複数持っている人が多く存在すると認識していた。 平成17年頃、年金給付課にいるころ。	年金相談の時に、他に勤務記憶がないか等、確認することを徹底した。 基礎年金番号導入時に、記録整備等徹底すべきだったと思う。
4220	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	地道に記録を再確認していくしかないと考えます。	国民年金については、市役所で納付されたものが機械化された時にきちんと反映されているかで、問題となるのではと認識していました。 平成19年初め頃、マスコミの報道によります。	お客様から、納付について照会をいただいた時に、機械上の記録は完璧ではないという前提でお話をよく伺い、調べることが必要と考え、調査にあたっています。 反省点としては市役所の紙台帳を全て保管しておくべきであったことと、全件をマイクロフイルム化すべきであったことです。
4221	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	職員の努力、関連機関の協力	被保険者が納付した国民年金保険料や厚生年金の記録が損なわれているが、基礎年金番号導入前の1制度1番号時代の問題だけだと認識。 目黒での24時間対応、市町村との協力にもとづく年金相談を実施し始めた頃から、強く問題を認識し始めた。	個人の対応には限界があるが、1人1人の問題に誠意を持って対応した。 対応を早めるあまり体制が整わない段階での実施や国民に対しての制度周知の不足等は反省すべき点と考える。
4222	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じません。	信頼の回復に向けて、年金記録の確認を十分に行い、日々、「正確」を念頭に入れて業務をする。	2～3年前。ずさんな年金記録が有ること。	自分のできる範囲で確認できることは処理していき、少しでも記録の整備を行って改善していくこと。 問題を取り残さず、チェックしていくことが大事だと思います。
4223	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	世間一般に知られていない問題を把握していません。	重大かつ緊急の措置を要する問題として認識しました。 知った時期については一般での報道とほぼ同時です。それまでは適用に関する業務にしか関わっておらず、古い記録に関する状況を把握しておりませんでした。	古い年金記録について、どれほどの記録が受給に結びついていないのか、まず事態の把握から始めました。一般の方と同程度の知識しか有していないようでは、専門家として頼ってくださるお客様に対して十分な対応ができないどころか、さらに不安を煽ることになると考えたからです。 しかし、事態の把握についてそれまで年金給付等に携わったことのない者としてはその方法すらわからない状況であったため、事務所に勤める給付課の人員などに話を聞いたり、事務所規模で行われる説明会に参加する、一般の報道を注意して確認するなど、自分以外の主観の混じった情報ばかりを得る結果となり、客観的な事実確認としては弱かったと思っています。 専門知識を有しない上、客観的な状況も把握できていない状況では、自らで即効性のある解決策を考え出すには至りませんでした。自分以外にも給付に関する業務に就いたことがない者は少なくありませんが、その者たちも似たような状況で、上層部からの指示に積極的に従うくらいしか方法を思いつかなかったようです。 ですが、肝心の指示も、実行する段階で何度か変更をされました。指示を出す側にしても、このような未曾有の大問題については慎重に効果的な案を考えたいと思ったのでしょうが、細かく案を練るよりも先に動き出すことになったからだと思います。規模の大きな組織が一度動き出すと、その方向性を転換するのが容易ではなく、当然そこにはロスが生まれます。 スキルの足りない人員を、時間が不足する中で至急に考え出された指示で動かしていれば、どうしても効率は悪くならざるを得ません。以前から考慮されていた職員のゼネラリスト化が遅れたこと、最初の時点で方向性を定める満足な時間が不足していたことを承知で動かざるを得なかったこと、この二つが大きな反省点であると考えます。
4224	地方庁	その他(社会保険事務所)		解決できるのでしょうか？現場にいるものとしての率直な意見です。お客様よりいただく何十年も前の記憶をもとに調査等をおこないますが、国年記録は原義もなく、領収書があれば…の話ではご納得いただけないことは多々あります。一つ一つ、一人ひとりのお客様に真摯に応対することくらいしか思い浮かびません。何も解決策を示すことが出来ず申し訳ありません。	過去の安易な手帳の発行、ずさんな記録管理、お客様不在の請求主義がもたらす膿が一度にふきだしたもの。古くからの仕事のあり方の誤りを象徴的に示す問題。 新聞報道があった19年6月以降に問題の存在を知りました。、実際にお客様と応対し、記録を調査していく中でオンライン記録に含まれていない記録があることをしり、問題の大きさをさらに認識しました。	お客様に真摯に向き合い、丁寧に調査をしていく。 常にお客様の立場に立ち応対する。 問題点、過去の仕事のあり方が一つ。新聞報道があった時点で5000万件の奥深さ(問題の困難さ)を誰一人として把握できていないことによる混乱がもう一つ。
4225	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません	解決は出来ないと考えています。	平成19年に報道された当初は基礎年金番号に統合されていない記号番号があることだと認識していました。 その後が、すぐに国民年金の納付記録についても漏れがある可能性があるということを知りました。	職員が個々に的に対応できるような事案ではないため、社会保険庁から対応策が示されればそれに従うことは当然であると考えます。 このため、職員個人がどのように対応しようとしたのかは問題ではないと思います。質問の主旨が理解できません。 反省点はオンライン化した際の確認が不十分であったことと考えます。まさかこれほどずさんな管理をしていたとは思ってもみませんでした。
4226	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。 もうないものと信じたいです。	現場では、お客さん対応もあり、なかなか集中して記録問題に取り組めないという課題がありました。 群馬県では、期間照会の集約を始めましたが、記録問題に集中できる体制作りが必要なのかと思います。	・年金は国民の財産でありますので、その財産が宙に浮いた訳ですから、国民からの批判は当然と受け止めています。早急に解決しなければならない問題だと思います。 ・未統合記録は少なからずあるとは思っていましたが、基礎年金制度が始まったときも全員に確認文書を出し、給付課においては年金裁定するときも他に番号がないか確認していましたので、報道されるまでは、正直、これだけ多くの未統合記録があるとは思っていませんでした。	・年金記録問題がピークのときは、現場にいませんでしたが、事務所支援や夜間の年金ダイヤル等で少しでも力になれればと試みました。 ・反省点としては、職員一人ひとりが、年金記録は被保険者のものであるという意識が欠如していたのだと思います。
4227	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		お一人一番号で年金記録が管理されていなかったこと。	年金請求時の記録の確認をしっかり行うこと。 基礎番号制度を導入した時に、手帳番号の統合をもっとすみやかに行うべきだった。 その時点で、国民一人一人に年金にもっと関心をもってもらうような広報をすべきであった。
4228	地方庁	その他(社会保険事務所)		宙に浮いた年金となってしまっているものは一件一件確実に確認のうえ統合などの処理を進めてていくほかないと思います。 すでに言われていることですが、今後は、資格取得、資格喪失、標準報酬、納付記録などがリアルタイムに自分で確認できるようにする、また、記録が散逸しないようにするためにも住基ネットとの連動や統一番号なども必要だと思います。	採用されたばかりのころに、期間照会回答票を窓口で交付する業務を知って、なぜ金融機関の通帳のようなものでそのつどに年金記録を自分で確認できるようにしないのか、保険料の窓口納付にかんしても金融機関のATMのようなもので自分で納付して同時に納付記録を年金手帳等に印字できるようにすればいいのに、社会保険事務所にとってもお客様にとっても手間がかかって非効率なことをしていると思っていました。 採用2年目に年金給付課に配属になり年金相談の窓口にも出るようになったときには、裁定請求受付時に統合されていない記録をこちらからは見せることができなかったため、お客様が思い出さない限りはどうすることもできないことも疑問に感じていました。	ご本人様と思われる記録の情報を事業所名も含めて社会保険側から積極的に提供していたほうが思い出していただくために良かったのではと思います。 自分ではどうすることもできませんが、オンラインシステムの使い勝手が非常に悪いことなども含め、効率化、正確化のためのインフラ整備的な設備投資がほとんど行われなかったことは残念です。
4229	地方庁	社会保険事務所課長級以上		本来ならば全ての紙台帳の確認及びデータ化が先に必要と思われるが、各個人に対する照会から始まってしまったため、現時点では人間を大量投入するしかないと思われる。	・基礎番号導入時の各個人の年金記録の調査不足が大きな原因の一つ。定期便のような事を基礎番号導入後定期的に行っていれば、ここまで大きな問題にならなかった。	何も考えず処理するのみ。反省点は特になし。
4230	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道されている問題以外、特に思い当たらない。	事務所の現場では、通常業務と記録問題(特別便・定期便)の対応に追われているので、選任チームを作って集中して対応したほうが効率がよいと考えます。	過去のずさんな記録管理とその場しのぎの法律改正が年金制度をわかりにくくしているため、誤解を招き結果として重大な問題になっている。 報道されるようになってから。	全職員が一致団結して最善の対応を行えるように、所長や各課長と相談の上、窓口体制や職員配置等を提案し実行した。 平成9年に基礎年金番号を導入しているが、せめて年金の通算制度が出来たときに、生涯一人1番号で年金記録を管理していれば、これほどの問題にはならなかったと考えます。
4231	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	わかりません	わかりません
4232	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		基礎年金番号導入時、またその後、過去記録の照会回答票による、手帳番号の登録が思うように進まない(回答がなかなか得られない)時期があったが年金裁定時に確認統合されれば問題ないと思っていた。本人による申し出主義と教えられていたので、申し出により本人の記録と確認されないものは統合はできないと認識していた。	申し出主義と教えられていたが、確認されなかった記録も当人が保険料を納めている大切な記録であることを認識し、申し出主義ではなく、社会保険庁が責任を持って判明させなければならないと考えるべきであった。
4233	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思い当たりません。	特にありません。	カタカナ等で登録されている氏名の補正をしなければならなかった頃、普通の氏名索引では検索されないであろう名前で登録されていて、これでは期間調査をしても記録が出てこないはずだと思いました。	名前を漢字変換入力するしかなかったので、個人的に対応することはなかったです。 WM導入時や、基礎年金番号導入時に紙台帳との突合をしておくべきだったのではと思っています。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4234	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。		在籍する前から知っておりました。ただ、問題があるというだけで、内容については興味を持っておらず、詳しくは知りませんでした。せいぜい公務員叩きの一環で、世間が過剰反応しているのだろうという程度の認識でした。 在籍してからの認識ですが、お客様からの強い非難の声などは多少増えましたが、自分は悪いことをしているのではないので、必要以上に卑屈になることはないという認識でお客様対応をしておりました。	反論しなかったことが一番の問題だったと思います。 私は近隣市町村の不祥事(国民年金保険料の横領)を所属社会保険事務所の行動のように悪くいわれました。 厚生年金の遡及訂正についてもどこぞの元職員に全部が全部自分と同じであったかのように言われ、非常に腹が立ちました。 このような状況で、お客様に反論できない職員を中心にやる気がどんどんと減退していく状況を目の当たりにしてきました。 「社会保険事務所＝悪」という図式が出来上がっていた以上、反論できない状況・反論しても聞いてくれない状況だったのかもしれませんが、せめて職員のやる気を守る意味として、いわれるがままの状況だけは避けてほしかったです。
4235	地方庁	その他(社会保険事務局)		回答をするにあたっては、正確な内容で素早くしなければならないと思いますが、通知や法令上どのようにお答えすればよいのか、事務所・事務局単位では回答が出ない部分もあると思います。(過去に全損した事業所の被保険者記録訂正に係る保険料の本人への還付等) そのような部分について、1日も早く取扱いの整理をしていただきたいと思います。	当時、社会保険事務所に在籍していましたが、平成19年の夏ごろに新聞報道等が出たことで、窓口に多数のお客様がいらっしゃったことから、問題について認識するようになったと思います。 当初は、年金記録に関係するということもあり、給付課が主体で動いていくことになるのかと思いましたが、お越しになるお客様の人数から事務所全体で対応していかなければ、とても無理であることを実感しました。	お客様をお待たせすることのないように、窓口対応を行うように心がけました。 しかし、相談内容によっては、すぐに答えられないということが頻繁にありました。 そのため、担当課の職員に相談をし、結果としてお客様にずいぶんお待ちいただくということがありました。 社会保険関係の相談に対して、すべてお答えできるということが望ましいとは思いますが、その人その人の勤務経験もあり、難しいとは思います。 また、お客様に対して、対応する人員は明らかに不足していたと思います。
4236	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません		平成19年頃に報道で知りました。 まだ入所前で役所の仕事なのにずいぶんずさんだなと思いました。 入所してからはこんなにたくさんの方の記録が問題なのだと知りびっくりしました。 国民の皆さんの大事なお金や記録がどこにいってしまうのか？ また正しい記録であるにもかかわらず便乗して悪用しようとしている方がたくさんいるのだと覚かされました。 これはやはり一刻も早く解決しないといけない最重要課題と認識しております。	寄せられる照会についてひとつひとつに丁寧にお今回の問題についてはご説明し、記録の漏れがあればもちろんお詫びをし、精査を重ねて早く回答できるようにし、また窓口来訪者についても丁寧にお話をお伺いし、できるだけ細かく情報を記載して申立書を記入いただきました。 ただし本当に記録の調査の必要な方以外に便乗して無理難題をおっしゃる方も大勢いて本来の対応がなかなかとどり着かない状況の時もありました。 情報が過剰に報道されて、本来の問題以上に国民の方の不安をあおる報道やマスコミにも一考の余地があると思います。 こういった問題が出てくる背景には処理の曖昧さやシステムの管理個人情報の管理職員の質すべてが曖昧だったためと思われます。 すべての処理をした後の再確認の徹底と管理の強化が望まれます。
4237	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし。	大臣は、人・物・金を投入してと言っているが、人の確保については、誰でもいい訳ではなく、年金業務に精通した人をどれだけ確保でき、記録問題の解決をいかに図っていくかが大きな課題と考える。	個人の年金権(権利)をさ揺るがすあってはならない大問題であり、国民から負託された社会保険事業、とりわけ的確な記録管理とそれに相応した年金給付を使命とする社会保険庁のお粗末極まりない大事件であると認識しており、いち社会保険マンとして痛恨の極み。 なお、認識した時期については、事案により異なる。	(対応内容) 年金記録問題対応が最重要課題であることから、自分にできることは率先垂範して事にあたった。[redacted] (反省点) ①制度改正や新たな事業をスタートする際に、実務レベル(現場)がついて行けるのか等について時間的制約もあってよく検討・整理されないうちにスタートしてきたことも一因ではないか。まっ何とかなるだろうとの楽観視も反省点の一つに挙げられると考える。本省と本庁又は本庁と地方庁との緊密な連携と調整が十分ではなかったのではないか。 ②以前は、業務マニュアルが確立されておらず、各現場の裁量に任されていた部分もあって標準化が十分でなかったこと。また、職員の認識の低さから勝手な判断で処理を行っていたきたことも反省材料である。いわゆる内部統制システムが確立していなかった(又は機能不全に陥っていた、若しくは十分に機能していなかった)がために起きたようなもの。
4238	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		入社した年度末に国民年金未納問題に始まり、年金問題が報道され始め、その存在を知りました。 年金額に影響し、後から見つかれば下がることもあるし、全国から該当者を探すので、受給者側から見ても、職員側から見ても難しい問題と認識しました。	年金給付に携わるようになったので、請求時の氏名索引、本人からの聴取漏れが無いように慎重に対応しました。 コンピューターが無い時代から始まっている制度なので、統台帳管理は当然のことだと思います。それがゆえに、機械化した際の登録ミス、職員の癖のある字、などにより生年月日が相違したり、読み仮名が相違したり、少しずつ見えない形で大きな問題になっていったと思います。 また、被保険者の方々も、厚生年金を会社でかけてくれているとは思わなかった。という方も多くいらっしゃいます。制度の浸透度、会社、被保険者との意思の疎通そういった小さなことの積み重ねにより、ここまで大きな問題になったと思います。 さらに悪化させたのは、年金請求相談時の対応者の接遇が悪かったことも原因と考えます。 その為、どのような点ではなく、今まで行ってきた事全てに反省が必要だと思います。
4239	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	未統合の手番の持ち主であると思われる者に対する働きかけを強化する。 内部的には資格照会に対する回答を迅速かつスムーズに行うために旧台記録やオール0で表示されている事業所整理記号、被保険者番号等を収録し、WMで確認できるようにする(厚生年金)。	基礎年金番号に未統合で、そのままでは年金の受給に結びつかない手番が存在していること。 平成11年頃初めて厚生年金記録の資格照会業務を担当したとき。	資格照会以外の用件で来庁した被保険者等に対しても、未統合の手番があると思われる者に対しては積極的に働きかけ、本人の記録と確認出来る場合には基礎年金番号に統合するよう勧めた。 基礎年金番号制度発足以降の広報が(現時点で見ると結果として)不充分であったと思われる。 年金記録問題が起きた時に社会保険庁がこの件に関して無為無策であったかのような報道がなされたが、問答に謝罪するだけではなく、このような問題が起きた経緯やこれまでの取り組み等についても詳しく説明したり、必要があれば不正確な報道に対しては反論を行う等の対応も必要であったと思われる(不正確な報道を鵜呑みにして来庁したり電話で問い合わせをする被保険
4240	地方庁	その他(社会保険事務所)	昔の国民年金の記録で、住所不明な人は、「市役所の住所」として登録されていること。	国民年金の納付記録など、住所不明のため、当時の市役所の住所を「住所」としているため、本人の記録と判断しにくい場合がある。また、通知・お知らせが住所変更届をだしていただいていないと、返戻されてしまうこともある。「住所の把握」を確実にするためにも、現況届だけでなく、市町村の住民票データとリンクするようにしたほうがいいと考える。	平成19年6月。手帳番号の記録は、裁定請求時に、本人に確認して、記録を結びつけることができると思っていた。事業所記号がわからないいわゆる「00000」記録など、本人特定が難しい記録が多数存在することに、正直驚いた。	私が所属しているのは、現場の事務所なので、とにかく、窓口で、お客様から「どこかに勤めていたけど、掲載されていない会社名とかありませんか」「同僚の人の名前とか覚えてませんか」「今思い出せなくても思い出したら、連絡ください」と、本人に当時の会社・勤め先を思い出してもらい、記録発見につなげるよう努めた。反省点といえるかどうかわからないが、なぜ、平成9年の基礎年金番号導入時に、手帳番号から基礎年金番号に移行するにあたり、事業所記号がわからないいわゆる「00000」記録など多数あったことはわかっていたのに、効果的な対策を打てなかったのかと考える。本当に、年金記録を「確認」しようとしたら、すでに行っているかどうかわからないが、時間と人件費がかかるかもしれないが、マイクロ化された紙台帳や市町村で保管している予備台帳(一部の市町村では廃棄されているが)と、厚生年金・国民年金の手帳番号記録と
4241	地方庁	地方社会保険事務局長	なし	なし	年金記録の管理は、紙→パンチカード→磁気テープ→オンラインシステムと増加していくことに対して、その管理する媒体の充実を図ってきたところであるが、しかし完全な状態での管理には、種々の問題(庁側の問題、加入者側の問題等)があり、一定の量で不備は出てしまう状況だったのではないか、過去、その問題について、予算面、人員面の手当てがしっかりなされていなかったと考える。 記録管理が命である業務であり、予算、手法も含め、手当てがなされていないのではなかったのか。(使うところに使うべきものであったのではないか)	問題が判明した以上、整備を図るしかないことから、示されてきた取組方法 に基づき、全局、全所、全力で取り組んできた。 また、機会あれば、各種会議、打合せ等で、外部の方に理解をしていただくよう説明を行い理解を求めてきた。 過去の記録の整備であり、OBの協力を得ているが、もっと協力を得ることが必要である。
4242	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	本人の申し出による調査よりは、明らかに本人のものと思われる厚生年金手番、国民年金手番を個別訪問等により消していくこと、社会保険庁が保有するマイクロフィルム、市町村台帳との突合を優先すべきと思います。	宙に浮いている記録については以前より知っていましたが、年金を裁定するまでに記録を統合すれば問題はないと認識していました。機械化されていない台帳の存在、国民年金の納付記録の漏れ等について知ったのは平成19年、年金記録問題が騒がれるようになってからです。それまでは機械に登録されている記録が正しいとの認識で仕事をしていました。	19年度、20年度は来所者への対応、21年度は照会に対する回答の作成に追われ、事務所の方から積極的に働きかけることができなかったと思います。
4243	本庁	その他(社会保険事務所)	特になし	時間と人数をかけて地道にやる以外ないと思う。あせって処理をしてもミスが生じるだけだと思う。	基礎年金番号にまだ統合されていない手番があるのは、平成12年頃から知っていたが、年金請求時に確認するのでと教えられ、問題としての意識は薄かった。年金受給者にあれだか記録もれがあるとは、問題が世間に出るまで知らなかった。	当時は、教えられたとおり、年金請求時まで統合すればいいと思っていた。現在の特別便のように本人に加入記録を送付するなどし、被保険者に自分の年金記録を確認してもらう機会をもっと設けるべきであった。
4244	地方庁	社会保険事務所課長級以上		現在、誰の記録のものかわからない宙に浮いてしまっている記録をできるだけ早急に処理をしないといけない。 ただ、このような状況になってしまった以上、すぐに本人かどうかの特定をすることは無理であるので年金記録問題の処理は永遠に続けないといけない。 社会保険職場に働く者として当然の責任。 できるだけ未処理がゼロに近づけるように。	年金裁定請求処理時に氏名検索等を行い、その時点で記録は整理され、本人の記録はすべてとはいわないがほとんど受給している年金に反映されていると思っていたので、こんなことになってしまい、年金給付事務の経験が長い自分として大きなショックを受けた。 知ったのは年金記録問題として騒がれた時から。	今は考えられないが、昔確認もせずいい加減な事務処理をしてしまったことが原因。当然社会保険職場に働く者として責任を感じている。
4245	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	お客様自身が自分の年金記録に関心を持ってもらえるよう周知し、お客様からの協力を得られる制度作りをしていくのもひとつの方法かと思います。そのためには、年金教育に力を注ぐことも必要ではないかと感じています。 また、記録の回復については社会保険に携わる職員が精一杯真摯に対応することはもちろんですが、市町村や金融機関、公共機関等より幅広く各方面からの協力をお願いし、お客様が年金記録の確認やそれに伴う手続きをしやすい環境を整えることができればと考えております。	年金制度の根幹を揺るがす重大な問題として認識しています。 社会保険事務所に採用され3年目に年金給付課に配属されましたが、その際、業務の中で基礎年金番号に未統合の記録が多いことや期間調査の申請に触れ、年金加入記録を確認する制度・仕組みを確立すべきではないかと感じておりました。	お客様が納得できるよう真摯に接するよう努めてきました。また、お客様に対応したときは、少しでももれている記録、不完全な記録によりお客様の利益を損なわないよう、こちらから未統合の記録はないかお調べし声をかけてまいりました。 年金記録の重要性を職員が深く認識する意識が低かったことが記録問題の根幹にあると思います。職員研修等、常日頃から自分たちが大切な記録を扱っているという意識を持つ教育が必要ではなかったのかと反省しております。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4246	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成19年3月に産休代替の任期付任用職員として採用になり、その時点で国民年金保険料部分での改ざん問題等マスコミを通じて多少聞きかじる程度でした。 勤め始めて数ヶ月とたたない内に今の年金記録問題が報じられ知ることとなりました。 年金記録問題について年金制度発足より現在にいたるまで、制度体制や機械導入など切り替わり時点が多々あり、その際起こってしまった宙に浮いた年金等はもちろん、月額報酬等改ざんや横領などについては重い問題であり、本人の記録として整理すべきと考えております。	宙にういた年金記録等については、基礎年金番号付番当時の状況はあまり知りえないことだが、もっと被保険者に対し広報や今のようにきちんと記録照会を行う必要があったのではないかと思われます。 今現場で対応する際に特別便・定期便専用窓口時はもちろん担当課窓口でも相談者記録に空き期間等がある際はご本人様に確認する等心がけています。
4247	本庁	社会保険事務所課長級以上		古い記録の場合、対象者も高齢となっていることから、100%の解決は困難ではないかと考える。 今後、このような問題を引き起こさないためには、職員の意識の向上と制度の周知(年金教育も含め)を行うことが必要と考える。	オンラインになる前、紙運営を行っていた当時、業務センターから記録不備の事故リスト等が送られ調査確認を行い回答を行っていたが、100%判明していたかどうか定かではない。採用されて間もないころのことなので深く考えたことはなかったが、記録収録にはさまざまな問題があることを認識した。	入力(パンチ)作業時に読み間違えをしないように、原票等の記載を鮮明に行うようにした。また、事故リスト等の調査確認もしっかり行った。 事務処理を行っている事務所担当者が業務センターでの記録収録作業の方法等理解をしていなかったことにも原因はあると思う。事務処理の流れを理解する中で誤りを防げた部分もあったのではないかと考える。(私自身は採用されて間もない頃のことなので、私だけが知らなくて、他の人たちは知っていたのかもしれませんが) 記録管理は、東京(業務センター)ですることで、地方は関係がないと思っていたかもしれませ
4248	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません		基礎年金番号制になったときの番号未統合や、被保険者の年金に対する意識の薄さからきている複数付番がもたらした問題だと考えていた。	職歴を細かく専ね確認作業をした 年金制度や手続きを広く周知徹底させて届出もれによる不利益をなくすことが求められていると
4249	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。問題点は現場には何も知らされてない。	加入していないと思っているお客様が多いので、申し出をまつのではなく何らかの方法でアプローチをすべき。	国の責任問題。特に国民年金の納付記録漏れ。被保険者に落ち度なし。国から業務の指示があってから。	1件1件個別に対応。年金問題だけでなく、現場でいくら問題点を指摘しても誤っていることを是正することをしない。こんなことを続けるなら、組織の看板の架け替えだけでよくなる訳がない。そういった体質を変えなければ国民の信頼を取り戻すのは困難。
4250	地方庁	その他(社会保険事務所)	マイクロフィルムのデータが手帳番号のいずれにも含まれない場合がある。	ご本人の申し出を待って検索し、収録している。 手帳番号、生年月日、氏名のいずれかの記録に誤りがある場合が多いので、すべてのマイクロフィルムの読み取るのは困難です。	取り組むのは非常に困難な問題と認識していましたが、パソコンの普及に伴い、早く取り組んだほうがよいと思っていました。 本格的に認識したのは、年金給付に携わるようになった平成15年以降です。	年金請求者の対応の際に、本人の申し出がなくとも、記録照会を勧奨して、名寄せから可能性のある記録を収録するように務めました。 厚生年金については未収録のマイクロフィルムの記録や、旧台帳についての認識がなかったため、WMに照射される範囲の調査にとどまりました。
4251	地方庁	その他(社会保険事務所)		①その当時の人々が、勤めていたという事実を確認できる資料が残っているところに(官公署等)に事実確認をすぐに照会できるようにする ②本人の申し出とこちらの記録が相違するときに、一定要件を満たすことで、記録をすぐに訂正できるようにする。	平成19年当時、記録問題が公になった時に初めて知り、年金制度のこれまできずいてきた信頼を失墜させるものだと認識していました。	まず年金特別便、定期便の対応で、その人の記録にもれがないように調べることを心がけ、それにともなう補正等の後処理もすばやく行うよう心がけました。 反省点は年金制度を実施する前にこういった事態を予期し、対策を考え、実施するべきであったと考えています。
4252	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	ねんきん特別便、定期便、期間調査の対応と複雑な中、今更別の方策など浮かびません。	新聞、マスコミ等で、平成18年頃「五千万件」「宙に浮いた年金」「消えた年金」など報じられる中、お客様からの問い合わせの数など尋常でない状態となり、重大な問題であると認識しました。	年金の新規裁定分については、現在の氏名、旧姓と調べ、統合漏れの記録など無いように調査のうえ裁定処理を行っていました。
4253	地方庁	その他(社会保険事務局)	一般的に認識されている問題以外はわかりません。	(6)での回答についてということであれば回答不要と考えます。	今までの法律改正と組織のあり方が積み重ねてきた結果だと受け止めていました。当初からひとつの番号と制度としていれば、管轄する機関も町村への委託などではなく社会保険庁のみで行っていれば、このような事態にはならなかったと思います。 記録問題の認識は、免除問題が出た頃からです。	現状の解決には、その当事者の話や記憶を頼りにするしかないと思いましたので、できるだけ詳しい相談内容となるように話を聞いていました。法律の改正経過など、分かりやすく説明するよう心がけたつもりです。 当初から長い間記録を保管することが分かっていたのに、どうしてその保管者や制度上の不具合を適切にできなかったのかということだと思います。これからは失われた信頼の回復と恒久的な制度の運用体制が求められると考えます。
4254	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	通常業務と切り離し、特別チームを編成し専門に対応していく	通常業務に匹敵する規模の業務が新たに加わったという認識。平成19年6月頃のマスコミの報道等で存在を知った。	記録問題を中心に通常業務に優先順位をつけて対応。 社会保険全体の考え方として、何かが起こる前に対策をとっておくのではなく、何かが起こってから対応を考えているので、その場しのぎの対応になってしまっていた。
4255	地方庁	その他(社会保険事務局)	・古い被保険者名簿・事業所名簿で紙が破れており、もう見れないページがある。 ・オンライン記録で不備記録(現失が入っていない等)のまま手番として残っているが、整備するための名簿・原票の該当者分が見当たらなかった。(名簿・原票の亡失)	問題に取り組む人や予算は大臣が考えているようなので、あとは誤解されていることが多すぎる年金制度やこれまでの年金記録の管理・決定方法等について、どれだけ一般の人に周知することができるかだと思います。(報酬月額の決定、昭和61年以降は任継は健保のみであること等々) 制度を理解してもらえれば、少なくとも問題と捉えている人はかなり減ると思います。	社会保険の記録管理に当然のごとく問題はあるが、記録を作るための事業所や被保険者の届出・手続きにも大きな問題がある。また、マスコミの歪曲された報道にも問題がある。 平成14年に初めて事務所勤務(国年課)した時。	事務所で働く職員は、電話や窓口で対応したお客様にこれまでの年金記録の管理方法等を懇切丁寧に説明することしかできません。 なんといっても基礎年金番号導入後、もっと手番解消するための勧奨作業をどんどん積極的にするべきだったと思います。
4256	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特別には知りません。	黙々と解決するしかないと思います。	特に問題認識はありませんでしたが、マスコミの必要以上の報道により世間が騒ぎ始め知りました。	特に述べることはありません。
4257	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に知っていません。	国民の不信感や疑問、解消に向けて1日でも早く全ての年金記録を突合調査し、年金支給漏れを解消できるよう職員が全力をあげて行くしかありません。	以前から複数の年金手帳(婚姻・転職・住所変更等)を持っている者が相当数いることは、承知していたがこれほどまでに多くの件数の誰にも属さない年金記録があるとは、思っていませんでした。 本人による年金相談時・58通知時や裁定請求時に本人申し出記録と突合していました。	婚姻による旧姓の確認や転職による、加入した年金記録が基礎年金番号記録以外にあると思われる者については年金相談時に特に注意して丁寧に時間をかけて対応しました。 過去の記録の中で氏名の読みがなで、間違って登録されている者が多数あるように思われるが、最初からカタカナ登録にしたほうがよかったと思います。
4258	地方庁	社会保険事務所長	知らない。 しかし、入庁後に、パンチミス要因(外部委託)や業務センターでの未収録に関することを聞いたことがある。	・業務センターにある全記録のデータ入力が急務。 ＊社会保険庁の管理責任部分での、記録管理上の不信を早急に解消することが先決であると考える。 ・今後も、外部委託業務(現行での市場化受託業者)に対する管理の強化が必要。 また、現期間調査業務においての調査精度を高める能力のある人員配置または人材育成が必要に感じる。 あわせて、オンラインの活用(進捗管理、事蹟含)が不十分に感じる。たとえば、定時数値報告等も、現場では手計算管理に頼ることが多く、時間的なロスも多く、効率および精度面での低下を招くことにもなっているように感じる。ソフト面での環境整備が急務である。	在籍前。 入庁前。	反省すべきと考える点 (7)に記載していたようなことが軽視されていた点。
4259	地方庁	その他(社会保険事務所)		通常の決済の過程での確認だけではなく、別機関における入力、確認、処理の審査といった二重の確認が不可欠だと思います。	あらゆる手段を使って解決しなくてはいけない問題だと思います。社会保険庁だけではなく各共済組合、全国農閉していた民間の事業所において保管されている名簿とてらしあわせるなど、なんとしてでも年金記録を探しだし、本人の年金に結び付けていかなくてはいけないと思います。 年金記録問題については、平成19年に報道と同時期に知ることになりました。それまでは、そのような問題があることを知らず、日々の業務にあたっていました。	相談をうけて記録を探す際に、なるべく当時の資料(給与明細・年金手帳など)をみせてもらうなど当時を確認できるものを頼りに調査をしていました。反省点があるとすれば、まずは届出から加入の時点で公的書類の添付に基づく正確な書類の作成・入力、二重三重の管理を怠っていたことだと思います。もしも書類が数年後に内容を確認できなかったとしてもその控えが別保管してあるなど、管理や情報を保護する取り組みが甘かったのではないかと思います。
4260	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	特別便や黄色便など本人の記載内容が不十分なため再確認にかなり時間がかかっています。また再裁定の処理についても、もっと人員を増員していただきたいと思います。再裁定の処理状況の確認については、社会保険庁に窓口を設けていただきたいと思います。	収録されていない記録があることは、知りませんでした。 報道されて初めて知りました。	以前の対応は、記録が見つからないのは会社が厚生年金をかけてくれていなかったためと説明していましたが、必ず期間照会申出書を受付するようにしました。 同一人に何度も照会文書がいったため、再裁定を何度もするということがありました。もう少し記録整備が進んでからの照会の方が良かったのではないかと思います。 カセット解除及び記録整備や、船員保険期間の照会などもっと早い時期に処理方法の変更をしていただきたかったと思います。
4261	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知りません。	1件ずつ対応していくしかないのではないかと思うが、不明な記録も多いと思うので、期限を決めて行わないと解決は永遠に無理だと思われます。	世間で言われるようになり、問題化してから初めて年金記録問題を知りました。そのような問題があるとは全く知りませんでした。	これから年金問題が起こらないためにも、当然ですが年金請求者の年金記録はしっかり調べ確認し年金審査を行っています。 反省点としては、年金窓口での記録確認がしっかりされていなかったことが一つとして挙げられると思います。実際にそういう声をお客様から聞いたことも何度かありました。また、年金番号がいくつもあったことも問題であり、基礎年金番号で統一したときにしっかりさせるべきであったと思
4262	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	高齢の方が多く、未統合記録の本人確認には相当時間を費やすことがあります。予算の事情があると思いますが、可能な限り、人手を増やすのが問題の早期解決につながると思います。	私が採用された平成8年当時は、基礎年金番号施行前であり、制度ごと手番管理だったので、転職が多く、手番を複数所持している人は申請主義を原則としている以上、年金裁定請求時において、統合もれが生じるのもやむを得ないと思っていました。	未統合記録について、客観的にみて本人の物である可能性が高い物については、可能な限り情報提供し、本人の記憶の喚起に努めたが、この問題が大きく取り上げられるまでは、本人に情報提供できる範囲等、全国的に統一した取扱(マニュアル)がはっきりしなかったため、応対者の考えや資質により統合できたであろう未統合記録が放置されたケースが少なからずあったと思いま
4263	地方庁	社会保険事務所長	特に思いつくものはありません。	地道に1件ずつの対応をしていくのみだと思います。	過去の積み残しされた公然と手をつけていないもの。記録問題が叫ばれてから知りました。記録照会をしても、名前が入っていない記録などが、大量にありせっかく年金の請求者の旧姓の氏名索引をしても拾い切れない記録が多くあったことが残念です。	マスコミと政治家に踊らされすぎ、こういう計画を立てるからここまでの時間を欲しいという対策を立てて欲しかったです。
4264	地方庁	社会保険事務所課長級以上		厚生年金手帳記号・番号が判明して記録の確認をしようとしても、カセット記録になっていて、すぐに内容がわからない場合があるが、解除していただくのにまた日数がかかるので、全カセット記録の解除や整備を先にしておいたほうが効率がよいのではないでしょうか。	件数は多くはないが、手帳番号と記録が他人の記録と入れ違いになっているものや、氏名の振り仮名が、ふざけているとしか思えないものがあった。オンラインにより裁定審査や期間調査の業務をしていたので、昭和62年頃からそういった記録を目にしていた。 また、期間調査業務においては、その調査者によって、とことん調査する者と、適当に調査する者がいれば、結果が違って、前回の調査では見つからなかったのに、今回はあったというようなことが起こりうると思っていた。自分が期間調査の回答をするときは、自分としてはベストを尽くしたが、それでも、見つけ切れていないのではという不安がいつもあった。 しかし、複数の手帳番号の保持者の記録については、年金請求時に整理すれば事足りると思っていた。実際には、本人の申し出がなければ、せっかくのシステムがあるにもかかわらず、氏名検索もしない担当者もいて、その積み重ねが問題を大きくしてきたと思う。	窓口に来られたかたについては、必ず氏名変更履歴を聞いて、考え付く限りいく通りもの読み方で氏名検索を行うようにし、国民年金の3号の記録は配偶者の記録と照合し、問題があれば見逃さないことを心がけた。部下にもそう指示してきた。
4265	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	全職員が一丸となって取り組むほか無いと思います。	年金制度の信頼をなくした、大変な問題であると思います。 平成19年夏頃	年金記録問題を知ってから、来所されたお客様の年金相談の対応を平先して行いました。 旧台帳等の原票記録がWMの記録に適正に反映されていないのが一番の原因と考えられま
4266	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	本人・家族に対する記録確認により解決するしかないと思います。	基礎年金番号制度ができた当時(平成9年頃)、基礎年金番号と他の年金番号との統合処理を行なおうとした時に、他の番号の氏名が正しい氏名で登録されていなかったため、被保険者台帳で氏名を確認後、氏名変更処理を行なったうえで、統合処理を行なったことがありました。そこで、登録されている氏名が誤っていることもあると気づいた事がありますが、どのくらいの規模で氏名相違の年金記録があるのかは、想像していませんでした。	年金請求の際には、本人の年金記録を再確認すると思っていましたので、特に対応は考えてませんでした。 年金請求の前に本人に対して年金記録の確認ができる機会(ねんきん定期便みたいなもの)があれば良かったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4267	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	・紙台帳を完全にオンラインに収録する。 ・マンパワーで、努力するしかない。	・オンライン化された時の入力ミスが、こんなに多いとは思わなかった。	・被保険者個人のだけの問題ではなく、社保側のミスによる原因もあるので、 まずは、話をきいて、説明をわかりやすくすることで対応。 ・制度の複雑さに加え、手作業時代の管理の仕方が悪い。
4268	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていないかどうかは、わかりませんが、年金相談に来訪されたお客様から、昔は、失業保険を受給しながら雇用されるために、偽名を使う人や、年齢を偽るケースがあって、宙に浮いた記録が生じるのは必然だと、おっしゃっていた方がいらっしゃいました。	お客様から、自発的に申し出ていただかない限り、記録統合は不可能。実際、親につけられた名前が嫌いで偽名で働いていたとおっしゃる方の当時の偽名で検索したところ、記録がみつかったということがありました。 システム構築以前の記録整備については、もう、できることはやりつくした感じがします。	・オンライン移行時の、転記誤り。 ・年金番号を一人に何個も払い出したこと。 ・基礎年金番号導入時に、手番統合について、周知徹底できなかったこと。 による、未統合手番の存在を採用時(平成10年)から知っていました。 報酬改ざんについては、報道で認識しました。	窓口で年金手帳を確認し未統合手番を統合する。 必ず、手番がないか検索し、本人からも聞き取りをする。 問題化する前から地道な作業はやってきたものの、追いつかなかった。はやい時期に記録整備に時間と人員を確保すべきだったのかと思います。 上と現場の連携ができてなく、不透明だった。
4269	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。		年金記録問題が浮上したときは平成18年ごろでした。 免除申請書の不正問題から始まり、年金記録問題が明らかになりました。 年金記録問題は、元々平成9年に基礎年金番号が作られる以前に手帳番号を複数お持ちの方が番号を一つに統合せずにいたことが原因です。また、手帳番号証書を紛失したり、お勧めであった企業を忘れたりしている方もいらっしゃるので、とにかく日々の年金相談において、お客様の記録をしっかり確認し、残っている手帳番号の統合処理を今後も引き続き行っていくことが重	記録確認をしにこられるお客様に限らず、来所される方の特別便の回答の提出状況を確認するなど、その方の記録を確認するように心がけております。現在は職員が一丸となり、年金記録問題に取り組んでいると思いますが、今回の問題を反省点とし、今後日本年金機構となりましてからも、国民の皆様に不安を抱かせることのないように一人一人が自分の仕事に責任を持ちながら、正確かつ迅速に事務処理を進めていくことを課題として取り組んでいくべきだと考えます。
4270	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般、新聞報道等で知られているものしか存じ上げません。	今回のアンケートの様に退職者等に統合帳時代の事務処理方法を調査し、記録調査等に活用する必要があると考えます。国民年金は特に必要であると考えます。または、直接指導に当たっていただきたいです。 現在、住民基本台帳等と突合し案内をしています。来所される方の多くは、資格取得、喪失年月日だけでは思い出せないとおっしゃいます。事業所名を示し、在職期間をお申出いただいたほうが、記憶を辿ることが容易になると感じました。個人情報をどこまでお知らせできるかという問題はありますが。 事例集を作成しレアケースに対する知識を共有化する。知識の共有化がまだ十分ではないと思います。	年金問題が広く一般的になったのは19年5月頃と認識しています。その時は人為的ミスの積み重ねにより発生したと考えていました。現在は人為的なもの＋技術的(紙管理の限界等)な側面もあると考えられます。 それ以前は事例のような年金問題の存在を知りませんでした。実際に接したことがありませんでした。 ご本人のお持ちの国民年金保険料領収証と社会保険庁で管理している記録の相違している案件を知ったのは、平成18年5月に国民年金課に異動し、窓口業務を行うようになってからです。すぐには窓口に出なかったため7月以降であると記憶しています。しかし、それはその方、または国民年金に限ったことで、多くの方が同じような状態、厚生年金でもあると、つまりは問題の存在を認識するようになったのは問題が一般的になった頃であると記憶しています。	年金問題が一般化した後、国民年金課の在籍期間が長いため、国民年金制度の変遷について過去の通知、通達について勉強しました。そのことにより申立をされる方の申立内容について理解が深まりました。 特別便の窓口対応を積極的に行い、共通の疑問点、不安、不信に思っている点を汲み取るようにしました。 そこで得た知識、疑問等をもっと自分以外に発信できたらよかったと思います。また、同じように特別便等対応した職員での意見交換を頻繁に行うことが出来ればよかったと、公開しております。 昭和60年ころに出された、WMと突合済みの被保険者台帳を破棄してよい旨の通知の存在を知ったときは非常に悔しかったです。
4271	地方庁	その他(社会保険事務所)		いくら外部から人だけ集めても解決は出来ないと思う。記録問題については経験が必要で素人を集めても間違いを起こすだけ。しかし、人海戦術しかないと思うので、記録問題、または年金記録に詳しいベテラン職員を大量に配置し経験を生かしてもらうべきだと思う。	国(政府)の対応の問題。払い出されている年金番号の数を確認すれば早期に異常に気づくはず。 平成9年に基礎年金番号を始めた当初より一人でいくつもの年金番号を持っていることに於い	期間照会や記録補正業務の経験があったので本来業務を後回しにしたり、未経験職員に対し指導もしたが量が膨大過ぎて限界をかんじた。基礎年金番号発足時にもっと手番の統合をビーアールし、その当時より記録統合に力を入れるべきだったと思う。
4272	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		未統合の記録が多数存在することは職場に入ってすぐに認識していましたが、ご本人からの申請に基づいて徐々に整備していくものという理解でした。	ご本人からの照会に忠実に答えることで、少しづつ記録を整備していこうと考えていました。時間的、人員的な制約のなかでは、申請のなかった方にまで整備の対象を広げることは今考えても難しいのではなかったかと思います。
4273	地方庁	その他(社会保険事務所)			今回の問題が表面化してから知りました。あってはならないことと思います。	・当時の記録の管理が非常にずさんであった。オンライン化したときの移行作業が正確にできていなかった。国民年金に関して言えば、市区町村との連携不足及び管轄外への住所変更の際の事務所間の納付情報等の移行がスムーズにできていなかった。特例納付の際の納付記録の進達もれ。紙台帳での限界なのかもしれないが、被保険者の方々、お一人お一人から将来の年金に結び付く大切なお金をお預かりしているという、認識が足りなかった。 ・今回の問題に対し、コンプライアンスを遵守した業務の遂行を肝に銘じ、お客様の信頼を得られるよう努めております。
4274	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		記録、年金番号、氏名の登録不備により、同一人物にいくつもの記録が存在することを知ったのは昨年7月に社会保険事務所で働き始めてからです。	先延ばしにならず、問題があることがわかったことで、国民が年金制度について関心を持ったことは、逆に考えればよい事だったかもしれないと考えます。 今後は職員が高い意識を持って、ひとつひとつの業務を行い、今後このような記録誤りがないように努めることが大事だと思います。
4275	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
4276	地方庁	その他(社会保険事務局)			平成16年4月採用ですが、入庁して間もなく気づきました。 適用課に配属になり、疑重複の担当になりましたが、仮年番が容易に払い出される状況だったので、リスト配信のときは疑重複対象者リストが大量に配信されていて、「こんなに番号を払い出して、後々管理が大変だろうな」と、おぼろげに感じていました。 そのときは大して年金記録問題などという、巨視的な視点で問題意識をもっていたわけではなかったので、それほど重大な問題とは考えていませんでした。	数ヵ月後に上司に疑重複を減らすために"このように今までのやり方を変えたい"と、企画をペーパーにまとめ、提案しました。 色々とトライアンドゴーを繰り返したのち、統合処理を進め、配信されるリストを激減させることができました。 結果に対する上司の反応はいまいちでしたが、それでも潔然と大量に番号払い出しをしてはいけないと考えていた自分にとっては、安堵できた結果だと考えています。 今思えば、私も含め、われわれ組織の殆どがその時その時随時で払い出された番号が、数十年のちに昨今の記録問題のように本人を特定できなくなるほど、追跡可能性が低くなるというリスク意識が低かったこと、個人情報を長期に渡って預かり、そしてそれを適切に管理するという意識が決定的に欠如していたことに問題があったのだと思います。
4277	地方庁	その他(社会保険事務所)	ほかには特にありません。	作業人員を確保し1件1件地道に突合していくことだと思います。	1人の被保険者に対して、人によっては複数の厚生年金手帳番号があるというのは社会保険の仕事に携わってから、つまり社会保険の職場に入ったときから 知っていました。事実、「重複取消届」が存在するくらいなので、日常時々届出されていました。 基礎年金番号制度が施工されてからも、まだ完全に全員が整備されていないというのも認識していました。それらは遅くともその人が年金受給のときまでに整備されればいいという認識でし	年金相談の際には、その人の国民年金・厚生年金記録を見てもらい、間違いがないかを確認してもらうとともに、可能な限り氏名索引などで、疑重複がないか確認すること。反省点としては、庁全体の問題となりますが、充分な予算を 組んだうえで、本人記録突合作業を早くから進めていくべきではなかったかと思います。
4278	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	職員として全力で解決に向けて努力するが、人とシステムだけでは全面的な解決は難しく、被保険者だった方の協力が不可欠。しかし、既に亡くなられている方や、ご自身の職歴、住所歴等を思い出せない方もあり、非常に難しい問題だと思う。	年金記録問題が取り上げられるようになって、認識した。	一つ一つの問題に対して、出来る限りの調査・確認を行い、解決に向け努力した。上部からの指示通り事務を進めざるを得ないが、問題点を提起しなければならないと思う。
4279	地方庁	社会保険事務所課長級以上	思いあたりません。		紙台帳からの情報の移行が、ここまで遅れているとは思っていませんでした。	事務所の職員として、何ができたかと問われても回答が難しいです。 戦中、戦後からの記録の問題ですから、オンライン化された当初の早い段階から計画的に記録整備を図る必要があったと思います。
4280	地方庁	その他(社会保険事務所)	質問の趣旨とは異なるものかもしれないが、外国人の加入記録については、基礎年金番号導入後も、同一人が複数の番号を所持している状態であると思われる。 以前、適用課に配属されていた際、ある人材派遣会社A社、B社(同族経営)において、外国人が厚生年金加入しており、2社間で取得喪失を繰り返している被保険者が多くいたが、A社(B社)から新規取得者として資格取得届が提出された者において、後日B社(A社)で加入記録があったとの連絡を受け、基礎年金番号統合処理を行うことがたびたびあった。 資格取得届が提出された際、基礎年金番号が不明であれば氏名索引により確認を行うが、外国人の場合、届出時の読み方やスペースのとり方によって索引ができず、結果新規取得となってしまう。上記のケースなどは大抵読みが異なっていることによるものであった。 また、国民年金加入者であった者が年金手帳を会社に提出せずに新規取得者として資格取得届の提出があった場合も同様のことが起こる。 現在、各国と社会保障協定が結ばれているため、短期の加入者であっても脱退一時金を請求しないことが考えられるが、日本で加入したときの記録をなくし、事業所名称や所在地を正確に覚えていない場合、記録確認ができない恐れがある。 そこで、氏名索引に、生年月日と氏名の一部一致による検索機能を追加すべきであると考える。	全ての受給者・加入者に短期間に記録を送付し回答を求めたことが、現在の調査遅れの原因となっていることは間違いなく、未統合記録においても不備が多いことが、調査を困難にさせている。 しかも、すでにねんきん特別便、定期便が発送され、今月からは受給者便も発送されることとなるため、事務所ではまた混乱に拍車がかかることが予想される。 今後において、マンパワー増強の必要性は言うまでもないが、事務所では現在受け付けている回答(照会)票の調査を最優先事項とするため、新たな照会票(確認便)の発送などはストップすべきである。なぜなら事務所の調査においては、申出のあった期間以外にも氏名索引等により未統合記録が判明すれば本人記録であるかの調査を行い、統合を行っているからである。今までに発送された旧台帳や旧姓、払出し等の確認便の内容は、事務所調査において判明することがほとんどであり、結果として二重三重に本人に確認することとなっている。なお、その間業務センターにおいては、未統合記録の整備を優先させる。 また、21年3月までの受付分については年内に調査を完了させると期限をきったことより、調査優先ではなく、回答優先となってきている。そのことは、業務センターにおける調査・回答に顕著にみられる。具体的には、旧姓記録などで本人の申出もあり、さらにはねんきん特別便情報照会(050)に対象手番があるにもかかわらず、確認できない旨の回答していることがある。私は本年10月に現在の部署に異動となったが、この2ヶ月間に第三者委員会への申立希望の連絡を受けた方のうち、3件において申立期間が判明している。(その内1件は少しトラブルとなった) 今後このようなことがないように、国民と政府に現状の説明を行い、受給者及び受給者予備軍を優先的に確認することを了承してもらうべきであると考える。	これほどまでに年金記録がもれていることに驚きを隠しきれない。もし社会保険職員でなければ、全く信頼、信用のできない組織と制度だと思っただろう。 この問題を知ったのは、問題が大きく報じられた平成19年6月頃であったが、最初は未統合記録が多くあるが、すでに亡くなっている方の記録や、現役被保険者の記録が多いのだろうと思っており、ここまで大きな問題であると感じていなかった。 しかし、問題発覚から現在までの期間のほとんどを年金記録調査専門に行っていることもあり、現在ではとても根深い問題であると認識している。特に昭和20年代以前の記録は今後も大きな問題として残るものと思われる。	まず、来所された方に対しては、聞き取りと徹底的な氏名索引を行い、申し出以外の記録についてもその場で確認している。せっかく直接話を聞くことができる機会であるのに、その場の調査を安易に済ませてしまうことで、後々調査者が再確認をしなくてはならないことが今もって多くある。このことは記録調査を行う時点においても同様にしている。(ただし、1件あたり時間がかかるため、期限を設けられると積極的に行えない) 反省点としては、第一に年金請求時における記録確認の不徹底さが挙げられる。社会保険庁の方針として請求主義があったため、末端の職員についても申し出がなければ動かない体質となってしまっていたと思われる。 第二に積極的な記録提供がされていなかったことである。基礎年金番号導入時における調査はあくまで受身であり、あの時点で年齢別に時間をかけて記録提供と調査を行っていれば、ここまで深刻な問題とはならなかったと思われる。 最後に、今後においても同様であるが、現場である事務所の要望に本庁はもっと耳を傾けるべきである。年金記録問題以外にも様々な問題があるが、問題が起こるたび事務所内で"以前から言っているのに"といったことを耳にしたことが何度かある。 対外的には現場の意見を反映していくとしているが、どの程度反映されているかが全く見えない。国会やマスコミで騒がれたから制度を直すでは、いつまでたっても信頼回復はありえないだろう。
4281	地方庁	その他(社会保険事務所)			被保険者は年金記録が判明していても管轄が違うためその場で統合しなかった例が多い、また各人の年金記録を十分確認することなく裁定請求書をうけつけていたことに疑問を感じていた。 年金相談員に就いて間もなく約6年前に知った。	出来る限り、記録を確認して統合するよう努めていた。 記録の確認、統合を裁定時にすればよいという考え方に問題があると思う。 また、年金や記録について周知させる努力が足りなかったと思う。
4282	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	経験者(OB)の力を借りるべきです。	記録漏れについては、年金裁定時に整備すれば良いと認識していました。記録の管理は、社会保険庁の役割と考えていました。 平成16年ころから、社会保険庁のさまざまな問題が顕在化してきましたが、それ以前から、旧台帳の不備等は認識していました。また平成9年に基礎年金番号のしくみができたとき、遅々として進まない統合作業に、社会保険庁の力だけでは、困難だと感じていました。	個人情報に対する法整備が始まったのは、比較的最近で、未納問題に関連して大きく問題化したと考えています。しかし、それ以前に行政側として、適正な記録の管理という自覚と長いスタンスで先を見通す力が欠けていました。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4283	地方庁	社会保険事務所長	新聞、テレビ等のマスメディアで報道された大小様々な事象において、「世間一般に知られている」事が、「どれか」、「どの程度か」が曖昧なため、設問に対する答えにならないかと思いますが、過去からの職務の中から自分自身が思い当たる事を列記します。 1. オンライン化前の手作業、手管理の時代 ①各種の台帳、名簿及び原票を職員個々に筆記したり、日付印やゴム印で表示していたが、誤字や脱字、それに押印誤り等があった。 ②それらの内、被保険者原票を切り取り、現業務センターへ進達する際 に、誤配送や紛失といったトラブルもあった。 ③各種の進達書類を、キーパンチャーが誤入力。特に、漢字氏名をカタカナ入力する際の曖昧さなど、適当なものであった。 2. 名簿、原票等のマイクロフィルム収録 不鮮明及び欠落画像が多数ある。 3. オンライン化後 ①職員が「オンライン記録が完全なもの。」という意識が根付いた。 ②特に窓口相談担当職員(謝金職員)が、来訪者に対して説き伏せる傾向が強かった。 ③それにより、来訪者は「役所が言うから、役所が処理するから、仕方ない。間違いないだろう。」で、片付いていった。 4。職員の意識欠如 記録については、「裁定請求時に申し出があれば修正できる。」といった 慣例な意識を持っていた。	ねんきん特別便、ねんきん定期便、フォローアップ照会等々で、全庁あげて手を打ってきたところですが、特に、原因の所在が当方にある事象については、徹底して解明し、説明とお詫びが必要であり、訂正を急ぐ必要がある。 当たり前のことですが、職員個々の意識を変え、職場全体で一体となり対処する環境の確立が必要。(未だに一部欠如の職員がいる。) また、未解明の記録が多数存在している現状では、市民・県民(国民)全員で関わりを持ってもらう等、すなわち地域社会全体で、もう一度、電話や訪問等で声掛けを行うなどの運動を展開する方策が必要ではないでしょうか。	(6)で記したように、手作業の時代から、地方庁でのミス、そして、本庁へ引き継がれてのミスが存在していた。 その都度、発覚した時点での修正は行ってきたと認識しているが、修正されないまま残っていた事象が積み重なって今日の問題となった。 当時、全国の地方庁職員の大半は、「本庁で裁定するから。」とか、「裁定請求時に申し出てもらい、整理すればよい。」といった他人任せ的な認識が強かったように思える。	日常業務において、案件が発覚して、その都度修正は行ってきたが、その場限りであったような気がする。その原因解明や、他に同様の案件がなかったか、他への影響はないか等々の検証がなされないまま経過してきたと思い出される。 検証委員会等でも指摘されたが、事業所や被保険者、または受給者からの申し出がない限り、良しとしていた。受身の状態が普通に思えていた。 また、前述したが、「役所は間違いないのだ。」といった、横柄な認識を持っていたように思える。 大いに反省しなければならない。 未納問題が取り上げられ、同時期に村瀬新長官が就任されてからの各種の改革で、職員の意識改革も進んだところです。 この数年間、電話及び窓口相談において、現実には大半の相談者が、「ありがとう、お世話になりました。」と、言ってくれますし、それが、職員のやりがいにも繋がっています。 マスコミで言われているほどの事はありません。 私は分限免職になる身で、多くは語れませんが、優秀に採用される職員は、不安がいっぱいで落ち着かない日々の連続ですが、もう一歩、組織全体での風通しのよい、かつ統一した意識改革を進めてゆけば、もっと良い組織になると考えます。
4284	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		5000万件の宙に浮いた年金記録問題がマスコミで取り上げられて知ったが、その時は、単純な基礎年金番号への登録漏れのケースがほとんどと考えており、年金請求の際に統合すればいいのではないかと考えていた。その後、その内容が明らかになるにつれて、当時の記録管理が徹底されていなかったことが原因で宙に浮いている記録もかなりあることを知り、早急な対応が	一日も早く正しい年金記録に訂正しなければと思いました。反省点としては、①紙台帳からオンラインへの切り替え作業が適正に行われなかったこと。②年金請求の際に、記録の掘り起こしが不十分であったこと。③厚生年金手帳記号番号の払い出しについて、一人に対して複数の番号を払い出してしまったこと。が挙げられます。
4285	地方庁	その他(社会保険事務所)	カセットが開いていない記録が大量にある。		当然の権利を受けられない方がおられるのは、認識がない個人の問題ではあるが、過去の裁定時等に社会保険事務所での対応にも、問題があると思います。	お一人でも多くの方のご照会にお答えしたいと全力を尽くしました。
4286	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に存じ上げておりません。		未統合の厚生年金の手帳番号が数多くあることは、 各社会保険事務所に、「調査課」が存在していたり、 「期間調査」といわれる紙の台帳を調査する行為が存在していた事から、 「存在することを知ったのはいつからか」という質問は愚問であると考えます。 全員の答えはほぼ一致するはずです、「入職した時期」です。 届出主義という「待ち」のスタンスだといつまでたっても終わらない。 と考えていました。	事務分掌という縛りの中で、勝手に台帳の調査をすることはできないですし、 「なぜ、余計なことを言うのか」という発想が蔓延っており、実際の対応は、年金相談窓口で、記録を調べてほしいと依頼する旨を案内したり、 期間調査の申し出を促す程度のことしかできませんでした。 問題点 届出主義や、 平成9年の基礎年番制度の開始時期に統合できているはず。 一度調べたから完了しているはず。 という、理屈の上での整理をしてしまっていたこと。 お客様のためにサービスを提供するというサービスマインドの欠落が原因ではないかと考えます。
4287	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金の期間が重複しているときに、報酬が合算されていないことがある。 コンピュータ導入時に報酬額の変遷を入力する際、期間を省略して登録しているケースがあるが、このとき途中で報酬の変更があるにもかかわらず登録がされていないために年金受給額が本来より少なくなっていることがある。	人海戦術	手番として登録されている年金記録は、年金記録を本人のものと確認できない(されていない)ために、手番として残っている。 被保険者資格を喪失した後、再加入時に厚生年金被保険者証あるいは国民年金手帳の提示がなかったために別の番号が付番されていた。そのために一人が複数の年金番号を持っている。 基礎年金番号の発足時に名寄せを行ったが、回答が無かった分が『宙に浮いて』いる。 採用後に知りました。(年金給付課でした)	年金請求時に加入記録の確認を氏名索引等徹底して行うようにしていました。それくらいしか年金記録を本人と対面で確認できる時がなかったので。 コンピュータの無かった時代のことを現代の視点で裁くのは無意味。 ただ、基礎年金番号導入時に済ませておくべき課題であったと思います。 最近は国民年金の特殊台帳の確認をしていましたが、これも市町村から事務を引き揚げた際に市町村が持つ情報とのすり合わせなど併せて行ったほうが良かったのでしょう。
4288	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし		平成11年の4月入庁です。 正直な話最初の4～5年は、年金の記録問題を特に意識したことはないです。 というより、記録問題になっているものは、自分が就職する前のずっと古い記録がほとんどだったために、普段目に触れることもなかったです。 実感としては、昔の人がもっとちゃんとしてくれていればなあ、というのが正直な印象です。 いつ知ったかといえば、ちょうど江角マキコさんを使った国民年金のCMで、社会保険庁がたたかれだしたころだと思いますので、平成15年あたりだと思います。	特になにも対応しませんでした。 ただしこの年金記録問題は、職場の体質が引き起こしたものだと思います。 就職したころは、労働組合も強く、職員がいかに楽するか、ということしか考えていなかったような気がします。仕事ありきではなかった。 ようするに、利用するお客様のための職場ではなく、職員のための職場です。組合も管理者側も、馴れ合ってその雰囲気を守っていたと思います。 そういう自分も、最初は違和感を感じつつも何年かたつうちに、その雰囲気を守る片棒をかつぐ結果になっていたと思います。 よく本省・本庁・地方庁の3重構造が風通しの悪い風土を作ったと批判されますが、本当にそのとおりだと思います。地方は地方で、その権益を守り、利用者のことなど二の次だったと思います。 だから、年金問題という見える部分だけ解決しても、組織に内在する「体質」とか「意識」とかを変えないと、根本的な解決にはならないと思います。 準備室WEEKLYを拝見させていただくと、本当に民間の保険会社みたいな意識にならないといけないのかなあと、つくづく思いました。 3年公務員やったら使いモノにならないと聞いたことがあります。自分は10年以上もやっているわけです。 「利用してくれる人がいるから、自分の仕事がある」
4289	地方庁	その他(社会保険事務所)		その当時の市役所や社会保険事務所のことを知らないままでは、スムーズに進まないことが多かったため、その当時を知っている職員の方に詳しい当時の状況をお聞きして残しておくことが有効だと思います。	入ったのが最近でしたので認識したは、ここ1.2年になります。	市役所から国に国民年金の事務を変更した時など、十分な対策をとらないままことを進めていったことが反省点としてあげられると思います。 もっと、新しいことを進めるときにシュミレーションを重ねて慎重に対応すべきだとおもいました。
4290	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知らない	地道に確認するしかない	年金記録についてこれほどひどいと思っていなかったので、今後どうなるのか、また、どうすればよいのかと思いました。お金に直結する問題なので、非常に大変なものと認識していました。	お客様に対し、懇切丁寧に対応しようと心がけました。反省点としては、年金制度の習熟度が不足していたのではないかと思います。
4291	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	時間を掛ける。早く本人へ回答するよりも、内容重視。	「漏れ」や「間違い」のある人が想像以上に多かった。自分が窓口で本人に漏れや間違いはないと確認し、裁定請求書を受理していたから・・・。その当時の担当者は何をしていたんだろうと思う。 ねんきん特別便の窓口対応にて実感した。	誤りに関しては真摯に謝罪。誠意ある対応。本人に不利益が生じても事実は本人に伝えなければならない。 ひとりひとりの自覚と組織の意思確認。昔の人はいい加減だった思う。具体的に挙げれば、台帳の取扱や記入、WMへの収録などすべてがずさんであった。個々が正確にしていれば、今こんなに苦労はしてない。
4292	地方庁	その他(社会保険事務所)	別にない。	職員一同一丸となってそれぞれができることをやる。また、判明した記録の支払いの迅速化に向けて、機械のシステムを強化する。	年金記録問題は社会保険事務所の恥だと思います。問題の存在はつい最近です。	真摯に受け止め、一つ一つの記録の統合を最後までやり抜く。まだまだ中途半端な職員が少数いて一丸となってない所。
4293	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
4294	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません	記録問題の解決は、データの切替時においてずさんな管理が問題となったわけですので、仕組み、管理方法、責任の所在をはっきりさせ確実に取り組んでいくことが大事と思料されます。	テレビ等マスコミの報道で知り、管理方法のおいて国民の皆様に大変申し訳けないことと思いました。	一件ごと確実に進めるしかないと思って、懇切丁寧に対応してきた。 今までの仕事の進め方、制度の複雑化などが原因ではないか。
4295	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	ありません	制度ごとにそれぞれの年金番号があり、同一制度内で2つ以上の番号のある方は、重複取消届を提出していました。その手続きがされていない方は、年金裁定時に確認をしていました。統合されていない記録は相当数あるものの年金裁定時確認をするものと認識していました。その後、基礎年金番号が導入され、その際に他手番のある方は申出の上統合処理を進める形となり、最終的には、やはり年金裁定時に確認を行うものでした。未統合の記録が多くあることは基礎年金番号導入時に認識しておりました。	ねんきん特別便が始まり、受給者の未統合記録の多さに驚きを感じながらも、未払いの年金をできる限りなくすために窓口により来所者と相談を重ねてきました。やはり、基礎年金番号導入時に受給年齢を超えている記録について調査を行うことが必要であったと思います。それと、オンラインに収録されていない記録の早期収録が必要であったと考えます。
4296	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に存じません。	モノ(被保険者台帳、事業所名簿等)の一括管理、ヒト(専門スタッフ)の増員など、集中した取り組みが必要。年金事務所での対応は限界がある。各都道府県に年金記録センターを立ち上げる必要がある。	公的年金制度は、国民(加入者)の皆様の理解があってこそ、成立する制度である。記録管理がずさんであったことは、その信頼を裏切ってしまったことになり、大変重大な行政の瑕疵である。 この記録問題を知ったのは、平成19年5月の新聞報道で初めて知った。	一刻も早い記録回復に向けて、ねんきん特別便の照会回答業務に積極的に日々携わった。 被保険者本人が、自己の加入記録はきちんと管理していると考えるのではなく、保険料を徴収し給付をしている組織である以上、毎年、加入記録、納付記録、標準報酬の記録等を通知すべきであった。
4297	地方庁	その他(社会保険事務所)				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4298	地方庁	その他(社会保険事務所)	自分の年金記録が見つかることによって、年金額が減額される場合があります。(遺族年金受給者・障害年金受給者など)	本来正しい年金を支払うべきなので、減額になる場合でも返納等をするべきであると思うが、その反面、既得権益は守られるべきであるとも考えられるので、選択性を取り入れるなどの措置を講じるべきです。	制度の根幹を揺るがす大問題であり、早急に解決しなければならないのであるが、人員面など物理的に困難な問題であると認識していました。 事務局年金課に異動になり、年金について携わるようになってからです。	勤務など自分の出来ることについては、率先して行ったつもりです。 ただ、自分自身は基礎年金番号が導入された以降に採用されているので、それ以前に採用されていた方のことをとやかく言うべきではないと思いますが、国民年金については、社会保険職員だけではなく、自治体職員も含んで管理等が不十分だったと思います。また、厚生年金についても社会保険職員だけでなく、事業主等も含んで管理等が不十分だったと思います。 また、オンラインシステムについても導入を急ぎすぎた結果、問題が生じたと思います。
4299	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		平成6年に採用、年金給付課に配属された。 裁定請求書に履歴欄があり、記された期間について探したり、氏名索引で出てきた記録について本人に照会した記憶がある。 当時も、誤った生年月日や、おかしな読み仮名で登録されていた記録があったように思う。	年金相談に来所される際、身なりを整えて来られる方々が多かったので、こちらも対応をきちんとするよう心がけていた。現在の年金問題対応のように、一人ひとりに対して一生懸命対応していたと思う。 当時、コンピューターの情報を信用していたため、このようなことになるとは思いもしなかった。 問題点があるとすれば、情報の管理やコンピューター収録方法だっただろうし、先輩方々の年金記録管理に対する意識だったと思う。
4300	地方庁	その他(社会保険事務所)	私の知る限りでは、特にありません	現在行われている作業を迅速に進めることだとおもいます。	消えた年金など、様々な問題を一年前くらい前に知りました。	出来るだけ丁寧に記録を調べるように努めています。 現在行われている作業を迅速にすすめる事が、信頼につながると思います。
4301	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません		平成19年5．6月頃知りました。 保険料をいただきながら年金の支給から漏れているということは、非常に申し訳ないことだと思います。 ずっと、年金の裁定の時点で基礎番に統合されているものだと思っていました。	少しでも多くご本人様の記録を発見し、再裁定に結び付けたいと考えましたが、厚生年金の手番では住所が判明しないため、私どもからお話しすることができず、非常に歯がゆい思いです。 反省点 ・年金手番が空白の資格取得届処理時に、以前払い出されていた年金手番を探し出す努力をせず、年金裁定の時点で統合すればいいという考えで安易に新規払い出しをしてしまった。 ・年金裁定の際、雛型・国民年金の納付記録をお客様から十分に確認していなかった。 ・WMの記録に、フリガナの誤り、生年月日の誤り等不備がある。
4302	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません。	住基ネット、漢字カナ変換記録、氏名変更履歴、払出簿調査等につい継続 続して検索出来るようにして行く。	コンピューターに登録する時に、正確なフリガナの確認等を怠ったり、紙台帳からの登録もれ等があったと認識している。3年前頃と思います。	勤務された事業所名称等を聴取し、氏名検索と一緒に、生年月日についても、はばをもたせて検索し、もれている厚生年金加入履歴を見つけるために対応した。公的年金制度がそれぞれで加入期間を管理しているため、相互の情報交換が必要であったと思われる。
4303	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	わかりません。	紙台帳から機械化に移行するときのミス。 平成18年ごろだと思います。	年金窓口の相談業務をしているので、本人からの聞き取りを慎しくきくようにしました。 制度的に長期間記録を管理しないといけないことの認識不足、将来的に機械化になることを前提として処理をしていないこと、国民全員が制度を理解し法律どおり手続きをするという前提で仕事をやってきたこと。
4304	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	1件1件確実に行う必要があると思いますが、今後も相当な時間が必要になると考えます。そのため、大幅な対応職員の増員が必要であると思います。	いつ解決するのか不安です。 5000万件という数字を知ったときです。	一職員として、1つ1つ処理をしていくこと。 国民年金の強制徴収、適用拡大、年金記録問題と限られた人員で進めることは困難であり、記録問題に集中すべきではないでしょうか。
4305	地方庁	社会保険事務所課長級以上	国民年金の古い手帳に印紙が添付されたままになっておいり、未納扱いになっているケースが最近でも多々見受けられる。市町村で保険料は預かり、事務所に検認報告をしていなかったものである。その時市町村は、保険料はどうしたか、疑問が残る。	上記問題については、受給者被保険者有利にせざるを得ないかと思うが、個人的には、合点がいかない。	厚生年金の記録に関しては、平成19年春頃初めて知った。本人の記録が反映されていないのはまずいと思った。国民の目線と同じだった。庁や袋ヶ関で判っていたなら、もっと早く示すべきだった。	来所者が一日1000人以上の日が何日も続き、全所を挙げて対応はしたが 5時間以上待ちの日もあり、申し訳なかった。高齢の方もおり、判っていたならもっと前から時間をかけて解明すべきだった。旧台帳の1466万件の方は通知を出した後多数亡くなっていた。 職員も疲れ果て有能な人材の多くをここ何年かで失ったことが残念である。
4306	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	組織としての問題ではなく、一人一人の問題としてとらえ、解決に向けひとつひとつ丁寧に対応する以外信頼回復は得られないと思います。	平成9年1月に基礎年金番号が導入され、窓口においても記録統合に全力つくして対応してきました。統合されていないものがたくさんあることは、認識していましたが、具体的な数については新聞等の報道によってです。平成19年10月頃からのマスコミ報道によってです。	戸別訪問・窓口・電話対応等記録の確認漏れ等がないよう全力で取組んまいりました。各被用者年金制度ごとに別の番号が付番されていた制度自体にも問題点があったと思いますが、その問題を踏まえ今後このような事態が発生しないよう年金制度の抜本的な見直しが必要だと強く感
4307	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません	記録を精査し確認して、本人の記録なのか判断する。	認識はしていませんでした。 マスコミに報道されてから知りました。	本人から事情聴集して、こちらの保管記録と突合させ、記録統合させてから、 年金の再裁定をおこなった。 記録確認はしっかりと行う。
4308	地方庁	その他(社会保険事務局)		記録のひとつひとつを確実に解決していくしかないが、すべての解決ができないのであれば、不公平感を感じないやりかたで記録の回復を認める制度も作る必要がある。	国民の権利を侵害しかねない大きな問題だと認識しており、解決に向けての対応が急務であると感じた。 また、問題の存在は報道により知った。	ちょうど報道が過熱していた際、厚生年金記録の照会業務をしており、殺到する被保険者のひとりひとりに対して真摯に対応した。 反省点としては、台帳上の情報の少なさ(名前のフリガナすらない)と、浮いた記録が五千万件もあることを知りつつ、報道されるまで効果的な対応をしなかったこと。 また、本当に実際の記録と違う被保険者・勘違いで記録が違っていると思い込んでいる被保険者・記録は正しいが悪意を持って記録の訂正を求める被保険者の区別が難しく、今後記録の回復を認める方向で制度を作っていくとしても、慎重な対応が必要と思われる。
4309	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	特になし	・現在進められている施策を、十分な体制を確保した上で計画的にすすめていくことが最優先と考えます。 また、今後の対応として、誤った記録が収録されないようにするためのシステム的な対応についても、計画的に取り組んでいくことも必要と考えます。 ・ねんきん定期便により、加入者の方々に定期的に加入状況をお知らせすることや、インターネット等からいつでも加入状況が確認できる仕組みを定着させ、早期に確認していただくことによって、適正な記録管理と事業主等からの届出の適正化が図れるものと考えます。	・昭和50年代の社会保険事務所での業務の中で、「年金手帳記号番号重複取消届」の処理で、複数の手帳記号番号を取得している被保険者の方が相当数いることを知った。当時の事務処理では、オンライン化されていないため、「資格取得届」を受理する際年齢を確認した上で、既に年金手帳の払出しを受けていないかどうかをご本人に確認する事務処理を行っていた。 ・平成9年の基礎年金番号導入時に、複数の手帳記号番号を持っている方が数多くおり、基礎年金番号の付番及び記録の統合作業を行う際、厚生年金の業務の中で被保険者の基本情報(氏名、生年月日、住所)の管理が十分にできていなかったこと等により、ご本人との接触ができないため、多くの方が未付番や記録統合ができないままとなったのではないかと考えます。 ・年金制度の運営は、加入者のみなさんの信頼があってこそ成り立つものであることを考えると、今般の年記録問題によって、制度や組織に対する不信感を与えたことは大変な問題であり、全員が全力で早期解決に努めなければならないと認識しています。	・平成13、14年に配属された部署において、「社会保険業務の効率化・合理化」という検討課題を担当した際、テーマの一つに、年金請求時のターンアラウンド化及び事業主の届出の適正化を図るため、年金加入記録の定期的なお知らせを実施(現在の「ねんきん定期便」)することとし、その基本計画の策定を行った。 ・被保険者の適用については、国民年金の場合は市区町村を経由して届出がされる仕組みであったため、住所、氏名等についてはある程度正確性が担保されていたと思われるが、厚生年金の場合は、本人の申し出を受けた事業主が届出を行う際、住民票等の添付は義務付けられていないため、必ずしも正確なものとなっていないことが考えられる。 また、保険料の納付状況を含めた年金の加入記録の確認は、加入者の方々から特に申し出がなければ年金の請求時に行う事務処理となっていたことも反省点として挙げられると考えます。
4310	地方庁	その他(社会保険事務所)		新たに雇用する者では対応不可能なので、現職の中から専門スタッフを抜擢し、問題解決専用の部署を創設して、集中的に作業する。本来業務の片手間ではなかなか進行しない。	過去の手番払い出しのずさんさや、台帳への記録のずさんさ、コンピューターへ記録を乗せ替える際のずさんさを痛感した。 また、昔は、期間確認の記録調査というものを深く行っていなかったのではないかと思い、当時の無責任な社保庁体質があらわになったと思う。 国民の年金記録を預かるものとしてあってはならないこと。 問題が存在することを知ったのは、マスコミで報道があったとき。	本人の基礎年金番号の確認の徹底。基礎番が不明な者への本人確認の徹底。疑重複調査の徹底。 しかし、本人の記憶がない期間(かつ旧姓など)については、年金請求時にも見つけられなかったと思う。基礎番創設時など、もっと早い時点で、社保庁から自発的に未統合の記録の確認を被保険者宛に照会したほうがよかったのでは。 また、悔したのは、基礎年金番号創設時に、手番があると回答したのに統合されていないと主張する者がかなりいた。当時は業務センターで統合作業を進めていたと思うが、そこでかなり処理
4311	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思い当たることはありません。	現在進めている記録調査や照合の施策をできるだけ速やかに、外部の人間からも納得できるような形でやりとげ、定期便などを通し国民一人一人が自分の年金記録について感心をもつのが普通のことであることのような状況を作っていき、今後このような問題は起きないということをアピールしていくことだと思います。	平成19年頃、それまで未統合記録については年金請求時に順次統合していけば何ら問題ないものと漠然とした考えをもっていましたが、「消えた年金」「宙に浮いた年金」と騒がれるようになり、個人個人の記録としては不備が生じているものと考えるようにいたりました。	自分の年金記録に不安をもつ多くのお客様と対面や電話で対応しましたが、特段の問題もない方もおり、年金制度のこれまでの経過や記録についてはきちんと管理されていることを説明することに努めましたが、あまりに対応数が多く、安易に記録調査の照会を受けざるをえないところもあり、回答や再裁定の遅延を生んでいるのではないかと思います。
4312	地方庁	その他(社会保険事務所)		事業所、被保険者への制度周知により正しい認識を持ってもらうこと。	たとえば、試用期間の加入については当然、初日から届出をしてあるものと考えているが、正規職員になったところから資格取得させている例が多く見受けられる。その場合、記録と実態が相違してしまうので、その届出誤りにより発生する問題だと思っていた。この仕事についた当初より上記のような相談を受けることがあった。 職員の記録改ざんについては知らなかった。	本人および事業所に説明し、資格取得日の訂正を行うよう指導してきた。しかし、保険料逃れのため故意に誤った届出をする事業所も時々あり、そのつど制度の趣旨を説明し正しい届出をしてもらうよう努めてきた。 年金制度について正しい理解をしてもらえるよう丁寧に対応していくしかないと思う。
4313	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成9年金記録が基礎年金番号に登録されてない番号について、年金受給もれであることは、認識していました。平成9年以降です。	一職員としては、対応はできませんでした。長年前より問題が、発生することはわかっていたとは思いますが、問題を先送りにしたからです。
4314	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	年金給付や期間調査や補正に精通したものを何人か配置し、プロジェクトチームをつくりマニュアル化して早期解決をはかる。	他人ことではないと認識してきたが管理の甘さがあったと思う。初期の頃、氏名等がもれている人がおおいのにびっくりした。	みんなで取り組んでやろうとおもった。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4315	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	方策は思いつきませんが、地道に一人ずつの年金記録を確認していくしかないと思います。	国民の皆様の大切な年金記録が適正に管理されていなかったことについて、年金への不信・国への不信へとつながり大変重要な問題と認識しています。 また、年金記録問題を知ったのは、平成18年冬頃だったと記憶しています。	電話・窓口対応をお客様の気持ちになり親切・丁寧に対応しています。 質問のポイントがわかりませんが、社会保険事務所の対応としての反省点としては、 ・お客様の待ち時間が長い。 ・お客様へ回答に時間がかかりすぎている。という点があります。 ただ、職員の数には限りがあり、最大限努力しております。
4316	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	該当事項ない。	上記(6)については、ない。	年金記録問題について、国民の皆様から年金行政に対し、信頼失墜という事態との認識している。また、①「宙に浮いた5000万件の記録もれ」という平成19年春ころの報道で、②「標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案」については、平成20年9月頃の「総務省の年金記録確認第三者委員会によるあっせん事案に係る調査結果について公表」により知った。	国民の皆様からの信頼回復の実現のため、サービス改善と法令遵守を図っていくことが重要と考えます。 膨大な記録の管理については、国民の信頼と協力が不可欠と思います。
4317	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	各人が意識をして法令 遵守することだと思います。	しては良くない事だと考えていた。 マスコミ等で報道されてから知りました。	第一に法令遵守だと考えました。職員一人一人の自覚が不足していたのと、お互いの、相互牽制が不足していたためとおもいます。
4318	地方庁	その他(社会保険事務所)	わからない。ほとんど、公表されていると考える。	紙台帳(マイクロ)の記録を全て登録処理。(現在も進めているが、未だ収録されていないものがある) その後、名寄せ等による地道な作業以外ない。	採用時から、同一人に対して複数の厚年手番等が付されていることは、認識していたが、全てオンライン処理されており、氏名検索等により将来、統合処理は可能と考えていた。オンラインに収録されていない記録が多数あることは、問題になるまで、正直知らなかった。	本人確認による重複付番の防止の徹底。相談時には、氏名の読み方等考慮し、他の手番等がないかの確認。 地方においては、過去の手番払い出しの有無を十分確認せずに、新規手番払い出しを続けてきたこと。また、社会保険庁については、オンライン収録を怠り、記録管理が不十分であったこと。
4319	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			基礎年金番号になっていない、未統合の年金手帳番号が存在していることは認識していたが、年金請求の際に職歴確認をして統合するよう指示されていたと記憶しています。そのため、お恥ずかしいのですが問題意識はあまり持っていなかったと思います。 旧台帳以外に、WMの資格画面に反映されていない加入記録があったこと 等は、一連の報道で知りました。	一連の報道がされるまでは、特別に何かをすることはありませんでした。年金請求の際に、職歴を確認して、年金記録を検索することぐらいの対応でした。 しかし、一連の報道により、国民への裏切り行為だとの認識を持ち、年金記録確認などの業務に取り組んでおります。 問題点としては、 ①情報の共有がなされていなかったこと。 ②組織内で情報がオープンでなかったこと。 ③職員個々の意識の欠如。
4320	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録の中で、WMで見れない記録がある。(カセット記録)	WMで確認出来るようにカセット記録をすべて開く。	問題として認識したのは平成18～19年頃ですが、(6)にあげたことについては、平成13年頃、年金給付の業務をしていたときに手番を入力しても見れない記録があることは知っていたが、年金請求の際に請求者の記録については充分に確認していたつもりだったが、やはりかなり昔の記憶をすべて思い出すことは、非常に困難なことであり、当然こちら側からも出来る限り情報を提供してあげることが必要であったと思います。 老後の生活に特に大切な年金が、本来貰える額と違う(大半に人はは少ない額)ということは、これまで国を、制度を信用してこられた方々に対して本当に申し訳ない気持ちです。	一人ひとりが納得いただけるように出来る限りの対応を心掛けてきました。それが充分な対応だったかは日々反省するところです。 この問題についてはいろいろなことが重なって大きな問題となったと思いますが、年々複雑化する制度に対し、ソフト・ハードの両方が対応しきれていなかったことがまず反省すべきことだと思います。だからといって現状ですぐに解決できることでも無いので、今は少しでも多くの方に正しい年金が受け取っていただけるように組織全体が一丸となって日々がんばっていくことが大切だと思います。
4321	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録について、特に世間一般で知られていない問題については認識 していません。	記録自体に誤りがあるケースもあるので、現時点では今のように特別便、定期便などで本人の記憶に頼るしかないと考えている。	年金記録問題については、一部を除いては基礎年金番号を導入した時点で、手帳番号登録作業を徹底しなかった結果だと認識している。 平成14年に入庁した時点に知った。	資格取得届の提出の際、手帳番号登録の手続きを行うよう、事業所、被保険者に促した。番号登録作業を完全に行えていない点が反省点として挙げられる。
4322	地方庁	社会保険事務所課長級以上	マスコミでの報道をすべて整理、把握しているわけではないので、世間一般に知られている問題がどれを指しているのか明確でありませんが、他にはないと思います。	問題が大きすぎ一言ではいえませんが、誠意をもって事業を推進することだと思います。	「宙に浮いた5,000万件」については、非常に多くの国民に関係のある問題であり、マスコミの報道には違和感もありましたが、これは大きな問題になると思いました。 事実の存在はこの職場に採用後まもなく知りましたが、問題として認識したのはマスコミ報道があってからです。	あまりにも数が膨大で、対処方法を見出せませんでした。 責任を押し付けるようでいいにくいのですが、歴代の大臣、長官がもっと早く記録整備・管理のための予算、人員を確保すべきだったと思います。この背景には、私たちが国民の生活に大きくかかわる記録を扱っている、という認識が欠けていたということも反省点として挙げられます。
4323	地方庁	その他(社会保険事務所)			約4年前に臨時職員として入所した以降に、マスコミを通して知りました。 標準報酬の改ざんや保険料の横領、宙にういた記録など率直にひどいと思いました。 また、直接お客様と接するようになってから、お客様が制度や職員に対し不信感を持ってしまったことを強く感じます。	不信感を少しでも払拭してもらえるよう、丁寧な応対を心がけてました。 お客様と接していて、もう少し年金について感心を持ってもらえてたらと感じたことがありました。
4324	地方庁	社会保険事務所課長級以上		マンパワーを利用し一人一人の記録を地道にかつ、迅速に解明するしかないと考える。	このような大問題に発展するとは、正直認識していなかった。今は、人生設計に多大なる影響を与えている問題と認識している。マスコミ等の公表により知った。	今まで以上に記録の確認に時間をかけるようになった。制度自体に無理があった事や、人員の不足、記録の重要性に対する意識の欠如、低さ等
4325	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	ねんきん特別便・定期便で自分の記録を確認していただき、それに対する問題点に真摯に対応していくしかないと考えています。	問題点が出る前も、適切な対応を心がけてきましたが、年金の手番をいくつか持っている方は気づいておりました。しかし、年金請求のときに確認出来るものと考えていました。	年金制度が一本であればこのようなことがなかったと思います。それと、厚生年金の資格取得時に被保険者自身が、生年月日の偽りをしていたとか氏名を偽っていたこともあり、届出主義でなく届出の確認が必要ではと思います。
4326	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録漏れの可能性のある方に電話連絡し、来所していただくようお願いする。 もしくは用紙を送付し、返送してもらう。	平成10年頃は本人が会社名を思い出せない場合は登録できなかった。こちらから会社名を言うことができなかった。その頃から多くの手番が残存しているだろうことはうすうす分かっていた。	明らかに本人と思われる記録については、会社名を言って、本人に思い出してもらい登録するように心掛けた。反省点としては1ヶ月、2ヶ月の記録といって、本人が思い出さないことで、そのままにしてきたつけが大きいと思われる。
4327	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	住基ネット、漢字カナ変換記録、氏名変更履歴、払出し簿調査による、記録の確認については、引き続き行っていく。相談窓口に来訪されたお客様については記録を確認する際、東京以外の払出しについては地方の事務所へ確認していますが、どこの記録についてもその場で確認出来ればいいと思います。	コンピューターに登録する際、正確な氏名のフリガナの確認をおったり、紙台帳からの登録もれ等があったと認識しています。私はまだ入所じたいが浅く、3年くらい前に報道などで騒がしくなってきた頃、認識したように思います。	氏名の漢字の読み方において、間違えられそうな読み方については、考えられる読み方にて検索をし、生年月日についても幅を持たせて索引するように心掛けています。又、勤務されていた事業所名称や勤務場所を聴取し、可能な限り検索するように努めています。この問題の反省点については、よくわかりません。
4328	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に心当たりはありません。	全ての国民に番号を割り振って、年金情報だけでなく、住基情報、戸籍情報、税情報等の公的な情報を一元的に管理するようなシステムを構築する。 その後に名寄せ等を行えばほぼ解決できると思います。	最初に国民年金課に配属になった時に、年金記録が正しくないと受給権について正しい説明ができず、保険料の納付督励にも差し支えるので基礎年金番号に登録になっていない番号が判明すればすぐに登録するように上司からも言われていました。基礎年金番号に登録になっていない番号がたくさんあるというのは分かっていましたが、全体で5000万件もあると知ったのはマスコミ報道のあった平成19年になってからで、こんなにあるとは思っていませんでした。	窓口や戸別訪問でお客様と応対した時に、未加入期間がある場合には、他の手帳番号があるかどうか検索し、該当あれば昔の事を思い出してもらって、判明した番号はすぐに登録するようにしました。当時はこちらから会社名等は案内できなかったので歯がゆい思いをしたこともあります。 特別便を送付するまで、各個人個人へ年金記録をお知らせしてこなかったのが一番の反省点だと思います。特に厚生年金についてはオンライン化以降も各個人の住所管理をしてこなかったので関連に手間取る原因になっていると思います。オンライン化に当たっての処理のまずさ(厚生年金の事業所整理記号が入っていない、国民年金の住所が入っていない等)は現段階において
4329	地方庁	社会保険事務所課長級以上	紙原票をコンピューターに収録の際、ふりが"なを確認せず収録したため、実際とは違う氏名で収録されているものが多数ある。 かなり以前に死亡した方の資格記録の生年月日が、一律明治11年11月11日になっている。 コンピューターに収録されている記録で、生年月日が"実際と違ってすべて1日として入力されていたものがある。また、氏名のない記録が多数ある。 年金の裁定原簿に収録されている記録が資格記録に収録されていない状況のものがある。 現在は本人への通知や自動改訂で出来るものが、以前は届出主義のため、年金額改訂や加算がもれているものが多数ある。 再裁定等の処理で、早期決定にもかかわらず、軽微なことで返戻し、余計な時間を要しているものがある。また、世間に公表している平均処理日数は3～4ヶ月と短縮されているが、1年以上たってから不備返戻で戻されてるものもあり、処理時間にかなり差が生じている。	資格記録の整備については、現在のやり方で少しずつ進めていくしかないが、現在裁定済みの年金の退職改定や加算漏れ等については洗い出して勧奨すべき。 再裁定の平均の処理日数を短縮するのもいいが、すべてを一定期間で処理出来る体制をとってもらいたい。相でなければ、照会を受けたときの対応に困る。	記録問題が大きく取り上げられるまではあまり認識していなかったが、年金請求時に本人から申出のない記録はそのままになることが多く、本人も記憶が薄れているため、統合されない記録が多数あるのは認識していた。 時期的には、前回年金の担当だった平成13年頃から。	御本人等からの照会については出来る限りきちんと調査してきたつもりだし、特に窓口での対応では御本人等からの申出と記録の両方を確認して、ご本人等の気づかないところも正しいものにしたいと思ってねんきん特別便等の対応ではあまりに書類が多く、窓口対応ほどにはできなかった。
4330	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	・人員を増やし、処理をする担当課を設ける。・標準報酬の決定方法や上限下限等の制度上のことを定期便に載せたりして広報する。(このような内容での調査がよくある)	保険料を納付していた期間や金額が請求時までわからなかった。 年金番号がいくつも出ている人がいる。 など本当に年金記録が正しく管理されていたのかが問題 基礎年金番号が導入されたころ徐々に知った。	社会保険事務所に行き、一度記録を確認を行う等話した。 年金受給者には毎年通知をしていたのに、被保険者には年金の手続きまで何も通知していなかったことが反省点であると考える。
4331	地方庁	その他(社会保険事務所)	コンピューター化されたとはいえ、事業所記号、新適年月日、被保険者の記録の取得日、喪失日、標準報酬月額、全ての記録において、100パーセント正しいと言い切れない。	記録を統合、確認するに当たっては、必ず、名簿まで確認した上で、統合するべきだと思います。 調査には、経験が必要と思われます。経験者を集め、マニュアルを作成して、調査や対応の仕方をマニュアル化すべきと思います。	ねんきん特別便の調査の仕事をするまで、ここまで、記録管理が出来ていないと思っていませんでした。	調査回答を機構発足の前までに完了したいという気持ちはわかりますが、急ぐあまりに徹底した調査が行えたのか疑問です。 取り急ぎ雇用した非常勤の方や、委託業者など、不慣れな方に調査して回答した中には、調査もれがあるのではないかと思います。 国民の方も調査依頼をさたのであれば、回答を首を長くして待ってあるので、1年で特別便の案内を出すのではなく、年齢や受給者などを考慮して、優先順位を考え、何年かかけて案内し、1つ1つ解決すべきだったっと思います。
4332	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	未統合記録の解明 未回答者への確認	(問題の認識) 1. 同一人に年金番号を2つ以上払い出し、統合されていない状態 2. 旧台帳記録 3. 行政の事務処理誤り (知った時期) 1については基礎年金番号導入の時から知っていましたが、2, 3は年金記録問題が世間で騒がれだした頃(平成18年頃と思います)に知りました。	(対応) 厚生年金保険、国民年金の加入時及び年金裁定時に、職歴及び他に年金手帳を持っていないかの確認をしていました。 (反省点) 今すぐしなくても、年金裁定時に確認すれば良いとという感覚はあったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4333	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。	最初は基礎年金番号設定時の未回答などによる統合漏れだと感じていましたが、実際に調査に携わるにつれ過去の事務処理の怠慢と感じるようになりました。(古いからとオンライン化したときにオンライン記録に収録していないものや紙台帳の文字が読みづらかったからか収録誤りでまったく違う名前・生年月日になっているものなど)また、年金問題については、テレビ報道などがあり実際に調査が始まってから知りました。	相談対応のときは相手の記憶を引き出すように努め、記録がないと決め付けることなく対応しています。調査業務についても可能性のあるものをもらさないように努めています。反省点としては、今回の問題が記録管理の不徹底にあると考えますので、入力ミスなどがないようにするのは当然ですが、遡り処理の記録管理・書類の保管などを通常のものとは区別しオンライン上に事績を残せるようにすることなどが必要ではないかと考えます。
4334	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	旧台帳やマイクロ等を全てデータ化して被保険者原簿と突合させなければ、全ての解決とは言えないと思う。 (お客様自身が気が付いていない記録がたくさんあると思われるため)	昔は、あまり深刻には考えていなかったように思います。 年金を請求するときに全ての記録を確認すれば足りるのではという思いがありました。 しかし、この問題がマスコミ等で取り上げられ、実際にお客様が被害したときに、非常に深刻な問題であることを認識しました。 なぜなら、何十年も前のことなど、詳細に覚えている人などほとんどいないからです。まして、証拠など皆無に等しいです。	記録の確認には、特に時間を割いて本人様の記録と思われる記録が他にもないか、慎重に対応しました。 反省点としては、特別便の回答をするのに、大変長期にわたってお待たせしてしまったことです。 また、脱退手当金を支払った証拠書が保存されていないため、払った証拠を見せろといわれても、提示することができないことが残念に思います。
4335	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	通常業務と並行して行うのは限界があるため、もっと人手が必要。 記録調査にはある程度の経験が必要なので、経験者と一緒に作業をする。研修だけでは不足と	未統合手番が存在していることは知っていた。統合の促進については特に指示等なかった。 厚生年金・国民年金の記録については、問題が起こるまでは知らなかった。	未統合手番の認識の甘さ。広報等で周知が行われなかった。
4336	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	長い年月の積み重ねがこのような問題を引き起こした原因とすれば、一つ一つ解決していかないと思いますが、一朝一夕の問題では無いので、丁寧に時間をかけて解決するべきと思います。	マスコミ報道がされるまで、これほど大きな問題があるとは思いませんでした。	現在資格照会担当であり、根の深い問題であることがわかりました。 そのために、現在諸課題の解決に向け奮闘しております。 反省点としては、やはり何十年も放置していたのが原因なのではないでしょうか？。
4337	地方庁	その他(社会保険事務所)			社会保険庁及び国や公務員の信頼を失墜させる問題であり、当時在籍していた年給付課の立場から述べると、年金額改定処理が激増し、日々の業務が立ちゆかなくなると懸念しておりました。問題を認識したのは、新聞やテレビが報道し始めた平成19年8月頃と記憶しております。	年金額改定処理が相当時間がかかることを見込み、業務の中で最優先して取り組みました。 反省点として、以下箇条書きします。 1、そもそも、膨大な記録を管理するのに、必要な人員は、揃っていたのか、それに関連し、人員が不足しているので、処理しきれない仕事に対し、あきらめた感はなっかたか 2、内部チェック機構がなく、課長、係長が目暗判、全て担当者任せ 3、全国一律の仕事をしているのに、多少の差異は、あっても、各県、各事務所ごとに取り扱いがバラバラな点。 4、専門性が希薄であり、公務員は、あくまで、法律に基ずくべきであるのに、法律に基づかない恣意的な運用が多すぎた点 以上
4338	地方庁	社会保険事務所課長級以上		いまやっているとおり、特別便・定期便送付→回答票受付→調査で、一件ずつ対処していくしかないでしょう。	年金記録問題と言えるか分かりませんが、昭和60年に採用され厚生年金の適用業務に就きましたが、仕事を始めてすぐに年金番号の重複の多さに驚きました。当時は名前と生年月日だけの登録で住所は登録しておらず、これで記録もれは起きないのかと新人ながら心配したものです。上司に尋ねると、当人はいつまでも職歴を覚えているものだから年金請求時に確認すれば大丈夫、いざとなったら裁定訂正で対処できる、と言われ納得しました。 年金記録問題として騒がれるまでの認識としてはその程度、知った時期は採用直後といった所です。	平成9年に基礎年金番号が導入されるまでは職員個々に悪意は無くても、年金番号重複を生み出し、年金記録問題につながったと思うので、ねんきん特別便の電話・来客対応は、平成9年以降採用の職員以上に矢面に立つよう心がけてきました。(個々の採用年次など分からないので、とにかく自分より若い職員ということですが) 組織の反省点として、年金番号の管理が甘かったことと、被保険者本人への通知をしてこなかったことが挙げられると思います。 前者は基礎年金番号導入で、ほぼ解決されたと思います。 後者は特別便・定期便でようやく第一歩といったところで、いつとは言えませんがもっと早くから始めるべきだったと思います。 ついでと言っては何ですが、給付等の広報は未だ事業主経由ばかりなようですが、これも新聞広告等で直接被保険者に向けて広報して欲しいと思います。健保給付に携わっていたとき痛感しました。高額療養費を知らずに時効を迎える人の何と多いことか、と。
4339	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	正しい記録に戻すことは、現実的に不可能に感じられる。 お客様の記憶に頼ってしまう以上数十年かかる問題である。お客様の記憶に頼らなくても良いよう市町村役場との連携をとるなど、記録整備を進めつつ、どこかで線引きする必要があると考える。 本人の記録であると判断できる項目をあげ、ポイント化し何ポイント以上であれば本人の記録であると、決定する。他、本人の申し立ては全て認め、明らかな疑義が生じる申し立てを、第三者委員会とは別な組織で調査する等。	申請主義を理由とし待ちの姿勢でしかなかった、行政の怠慢により起きた問題。 問題を認識したのは、採用後4年目ぐらいで、マスコミなどの報道により知った。	最重要課題であり、待ちの姿勢ではなく、お客様の立場で物事を考え、積極的に取り組んだ。 基礎年金番号導入前はもちろん、導入時にマスコミ等の活用など、社会保険庁からの積極的なアピールを行い事業所から個人、そして社会全体で考える必要がある問題なんだと認識を広げることを行わなかった点が反省点であると考える。 年金給付、適用業務を経験していれば、このような事になるだろうと分かっていたはずである。申請主義だからと待ちの姿勢に固執した結果と考える。
4340	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在行われているように台帳とコンピューター記録の照合を行い、膨大な作業ではあるが、迅速かつ丁寧に行っていく。また、国民の皆様の協力も必要不可欠なものであるので、記録保有者と疑われる方に適宜通知を行って、記録統合の勧奨を行っていくべきと考えます。また、記録保有者と強く疑われるが、返答がないものについては、積極的に訪問等のアプローチをとっていくことも必要と考えます。	年金記録問題については、本当に恥ずべきことであり、批判を受けて当然の問題であると考えております。年金受給額等生活に影響があるため、特に重要な問題であると認識をしていました。 年金記録問題がこれほど膨大なものであると知ったのはマスコミ報道等があったと同じころと記憶しております。	年金受給及び年金額に影響があることを踏まえて、迅速かつ丁寧にお客様の対応をしようと心がけておりました。個人的には年金給付担当をしていたので、年金記録判明により、再裁定を要する方の仮計算書を迅速に作成・発送を行い、1日でも早い年金額の訂正を行えるよう心がけました。 現時点で反省点をあげるとすれば、一度ですべての記録判明を行えず、何度も来所いただいたり、何度も通知を送付を行った方がいるという点である。もちろんやむをえない点があるが、一度
4341	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	窓口要員が少ないように思われる。	在籍中	問題点は多彩な原因があり過去の社会的問題点と本来の社会保障とは何か重視すべきであると思う。
4342	地方庁	その他(社会保険事務所)	おそらく無いと思う。 強いていえば、これから企件照合をしようとしている紙台帳の現状でしょうか。戦前戦後あたりのものを見たことがありますが、物によっては、朽ち果てる寸前だったり、字が消えかかっていたり。また、その時期の物でなくとも、台帳に記載した人のクセがあったりして、解読不能な字で書いてあったりして困ることが多々あります。 これは、この質問で言うところの「問題」に当てはまりますでしょうか？	これといったすばらしい案は思いあたりません。とにかく地道にやっていくしかないと思います。 紙台帳を照合するのであれば、投げ出さずに丁寧に確認するしかありません。 しかし、これは、職員だけの努力だけでは不可能だと思います。受給者や被保険者、またその家族といった方々の協力も必要でしょう。 以前、とある国会議員の方が、「国民運動として取り掛かる」といった旨の発言をされたかと思いますが、おそらくそのとおりだと思います。	基礎年金番号制度が始まった際、確か、10年で他手番の統合を終わらせるようなことを耳にした記憶があります。この職場に採用されてそれほどたってはいませんでしたが、なんとなく「本当に10年でできるのか？」と思ってはいました。 その後、厚生年金の期間調査の係に配属された際、台帳の現状やそれに対するオンライン記録を見た際に「これじゃあ普通に検索しても見つからない」と思ったりしたことはあります。 また、当然のことながら、基礎年金番号が始まった時点で亡くなっている方、もっといえば、オンライン化前に亡くなられた方もいます。そういう人たちの確認はどうなるのか？といった疑問はありました。 そういったこともあり、期間調査の係は、おそらく無くならないだろうとは思っていたような気がします。	少なくとも、本人がきちんと手帳を持っていれば、いつでも何とかできるとは思っていましたが、どうやらそれが間違いだったということでしょうか。 基礎年金番号導入時、基礎年金番号通知書とともに、過去の職歴等を書いて送り返す葉書があったり、記録の調査ということで、社会保険庁(業務センター)から、照会文書を送付したり、現在の特別便や名寄せ照会のようなことは、これまでやってきたところです。 それでも、本人に届かなかったり、回答が無かったりで、すぐに統合できたはずのものが統合できていなかったりしたと思います。 ある程度の年月が過ぎたところで公表し、もう少し積極的な照会等を行っていけたら、よかったのでないのでよかう。
4343	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録問題の解決には知識を待った人の力が必要だと思うので、時間をかけて正確に対応していかなければいけないと思います。	年金関係の業務に携わったことがあまりなかったので、ニュース等で扱われるようになって記録問題について認識をしました。	認識が甘く、現在のような大きな問題まで発展すると考えていなかった。
4344	地方庁	その他(社会保険事務所)		台帳とコンピューター上の記録の突合せを何人もの目をとおしてチェックし、あわない記録についてはその都度早急に訂正する等の対応が必要だと思います。(すでに対応しているものもありますが)	江角マキコさんの年金記録覗き見などで社会保険庁のことがよく取り上げられるようになって年金記録に不備等があることを知りました。 納付されているにもかかわらず記録になかったり・・・と、その記録により年金額が決定されるので重大な問題だと思います。	自分自身としてはできるかぎりお客様の目線にたってお話を聞くようにしていたつもりです。 この問題が起きたのはきちんとしたチェック体制がとられていなかったためだと思います。当たり前のことですが、十分なチェックが必要だったと思います。
4345	地方庁	社会保険事務所課長級以上		年金の記録を整備する独立した機関を設けることが必要だと思います。年金記録整備機構というように、同じ組織内でなく、独立して、記録の整備のみを数十年のスパンでもってそれに専念、対応できる機関を設けるべきと思います。	人も予算も限られた中で、今まで年金記録の整備が追いついていない現状が、一挙に露呈されたと思いました。現実的にコンピューターの記録もれが、こんなに多く存在すること知ったのは、年金記録問題が本格化した時期(平成20年頃)です。	年金相談コーナーに押し寄せた多くの年金の相談者を見て、ただ出来るだけ、相談者に親切、丁寧に対応するのみと思いました。また、現時点で見た場合、ねんきん特別便を大量に送って、各地で年金相談コーナーや年金の対応部署がパンクしてしまった点を踏まえて、もっとねんきん特別便を段階的に発送し、複数年単位での年金相談の対応や郵送での対応が可能だったのではないかと思います。
4346	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	厚生年金マイクロフィルムカセットがオープンされていない記録が多数あるように思います。氏名検索に出ないため非効率及び記録を見つけられない可能性があり大変問題です。まず、全てのカセットオープンを実行するべきと思います。	最初は基礎年金番号へ手帳番号を登録している過渡期にあるので、ここまで大きな問題とは認識していませんでした。年金受給手続時にきちんと確認されていると思っていました。 しかし、年金受給者の記録も多数登録できていないこと、5000万件に及ぶ記録が未登録のままであったことを、テレビや新聞報道で知ることにより(2年前位と思います)社会のセーフティーネット根幹をゆるがす大きな問題として認識しました。	多数のお客様が一気に殺到されましたので、人的時間的に余裕のないなか、できるだけお客様の記録判明につながる情報を聞き出すことに重点を置き電話、窓口対応をしました。まず、お客様の記憶と社会保険の記録と一致しなければ登録できませんので、思い出しやすいよう色々工夫してお話をさせていただきました。 カセットオープンになっていない厚生年金記録や名前や事業所名が欠落している記録が多数あり、調査を行う際かなり苦労しました。記録のコンピューターへの登録時の整備等が不十分だったことや、国民年金の台帳マイクロのない方が多数いらっしゃり、(不要と判断され過去に廃棄されたとのこと)厚生年金の台帳もかなり読めない位に劣化していたりと記録管理全般に対しての考えが甘かったと思います。 記録についての積極的な情報開示(納付や資格記録についてのお知らせ)がほとんどされてこなかったため、お客様との相互チェックができていなかったと思います。 申請主義の悪い所についてカバーできていないこと。職員の意識等。反省点を挙げていけばきりがありませんが、大きくは上記の点と考えています。
4347	地方庁	その他(社会保険事務所)				
4348	地方庁	その他(本庁)	思いつきません		社会的問題であると思いました。問題になってから知りました。	問題が解決するように、面談や電話による対応を親切丁寧を心がけました。
4349	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	社会保険庁・社会保険事務所にて確認が困難な年金記録があるのは事実であり、このことが年金記録問題の解決を困難な状況にしている原因であると思います。現在も行われていますが、第三者委員会など多方面から年金記録を審査し結論を出せる機関の強化、年金事務所でも審査可能なガイドラインの作成が必要と思います。	制度発足当時からのずさんな記録の管理、基礎年金番号導入時における年金番号の不十分な統合処理、広報・周知の不足、職員の年金記録に対する意識が招いた問題。 平成18年に業務課において、記録照会事務を担当していた際に未統合の記録が多く存在していると認識いたしました。	ご来所いただき、長時間お待ちいただいたお客様に対して、誠意をもって窓口対応を行ってきました。 大変混雑していた当時、窓口対応を行って思ったことは、組織全体としての準備が不足していたことを感じました。お客様にご迷惑をおかけしないためにも、十分な体制を整えておくことが必要であったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4350	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	同一人物とほぼ断定できる記録については統合する。その際、再裁定申出書も取らないようにする。	マイクロとオンライン記録が不一致になっているのは大問題だと思っています。 未統合手番が多いのは地道にやっていくしかないです。 問題を知ったのは記録問題でマスコミが騒ぎだしてからです。	誠意をもって対応していくしかない、と思いました。また対応したお客様に対してはそれを実践したつもりです。 反省点は、やはり機械化の際のチェックが甘かったのでは、と言わざるをえないと思います。また、マイクロの保存方法も杜撰だったと思います。
4351	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	ねんきん定期便については、設備が整い次第、インターネットの活用が便利だと思われます。パスワードを利用して自分の履歴を閲覧できるシステムがあれば(携帯端末の利用も含めて)、お客様にわざわざねんきん事務所へ来所いただく手間も少なくなるのではないかと思います。	制度の歴史が長いということもあり、さまざまな経過措置がこの記録問題の解決を複雑、困難にしたのでないかと感じました。たとえば国民年金の任意加入期間と3号被保険者期間を混同されている方がいたり、65歳以降の厚生年金加入は平成14年以降であったことを知らないために生じた誤解も散見しました。 とりわけ、ねんきん特別便対応で、その問題の根の深さを感じました。	特別便対応の当時は、お客様が多く、とにかく丁寧に説明する以外の方法を考える余裕がありませんでした。特別便など、送付する文書はもっと分かりやすい言葉やレイアウトで作成したほうが良かったと思います。実際そういった苦情もありました。
4352	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	一歩一歩地道にやっていくしかないと思います。	基礎導入以前に本来は住基ネットとの連携により、解決すべきものであり、その後、十分なPRを経て基礎番の導入をした方がよかったのでは？	記録もれとして、乗直に対応しております。
4353	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません		年金記録を正確に管理することはきわめて困難と思いました。今後も現在の制度では第二第三の年金記録問題が発生すると思われます。また、年金支払い関係においても毎月、事務処理誤りが発生しています。地方庁ではわからないことが沢山あります。根本的にシステムの刷新が必	一にも二にも業務の正確性を考えました。システムのことはわかりません。
4354	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	現時点まで行ってきた事業とこれから行う予定の事業を、確実に実施することが重要と考えます。	基礎年金番号制度が実施される前に、事業所からの厚生年金資格取得届出において、事業所担当者が安易に新規付番を求める一部の事業所に見受けられた。	事業所に対しては、電話等で本人が年金手帳を既に持っていかいかを確認するよう注意した。 当時(基礎年金番号制度導入前)、厚生年金記録には被保険者の現住所の登録がなく、氏名・生年月日・職歴のみであり、特定することができなかった。
4355	地方庁	その他(社会保険事務所)			私は任期付職員として平成20年2月に入職しましたが、平成19年ごろからニュースで、年金記録問題を知りました。 平成20年2月に社会保険事務所に入ってみて、60人待ちのお客様を経験して、未統合の記録が数多くあることを知り、実際私も総合相談室で、特別便対応で、60歳以上の年金受給者の方も含めて記録の統合をしてきました。 今回記録が見つかり、本来もらうはずだった年金額がもらえていないお客様が数多くいることに驚きました。 早く年金額の訂正しなければいけないにもかかわらず、実際は金額が訂正になるのにも、時間がかかりすぎることがわかり、お客様から、「生きているうちに年金はもらえるかしら。」と言われることが多く、大変心ぐるしく思いました。 この時、自分の担当している特別便対応の責任の重さを認識しました。	総合相談室の特別便対応を担当し、毎日多くのお客様の年金記録の対応をしました。 ただし年金が統合されても年金額が改定になるには、大変時間がかることが問題点だと思います。 特に年金は法律の改正等で複雑すぎて、はいったばかりの私には理解できないことも多く、経験のある方にばかり負担がかかっていることが大きな問題だと思います。 私も多くのお客様を対応することで、多くのことを経験していきたいと思っています。 また、問題提起として、年金が学べるような研修、また、年金の裁定が早めにできるような体制を作っていただきたいと思います。 あわせて、お客様がわかりやすい年金制度の見直しも必要だと思います。
4356	地方庁	その他(社会保険事務所)	思いつかない。	本人が覚えていないと統合するのが難しい。1ヶ月や2ヶ月しか働いていなかったりすると会社名を告げても覚えていない場合がある。それが本当はその人の記録であるのか、または本当に別人なのか特定するのは本当に難しい。戸籍や住民票を活用するぐらいしか思いつかない。	いつごろかははっきり覚えていないが、年金記録問題が浮上するまで、年金請求時の記録確認はこちらから会社名を告げずにヒントをだして思い出してもらうようにしていたように思うが、思い出せなかった場合、別人記録として扱うしかなかった。この別人として扱われた記録は、本当に別人記録なのか、本当は本人記録で、思い出せないだけなのか、思い出せないだけであった場合、この年金はどうなってしまうのかという疑問はあった。ただ、こちらから会社名をいうことによって、本当は自分の記録ではないのに勤めたことがあると万が一お客さんがいってしまうと、こわいということから、こちらから会社名を告げないスタンスだったように思う。今は多分この人の記録であろうというある程度の感覚があれば会社名を告げているが、この同姓同名が多い方の場合や、会社名を告げても覚えていない人の場合、本人記録か否かの判別には非常に苦慮している。ウインドマシンに載っていない記録があることは、年金記録問題で知った。	年金請求時は、本人から旧姓とか、名前、苗字、生年月日が変わったことないか必ず聞くようにしている。ただし、一度聞いて、変わったことがないという人でも途中で話をしているうちに結婚を2回とかしていて名前が変わっていたということが判明する場合もあり、聞き取りの難しさを感じている。また、ウインドマシンの氏名が、考えられない読み方で入力されているものが多く、氏名検索で自分の思いつく読み方で検索するようにしているが、全てを捕捉できているかどうかは定かではない。
4357	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	期間調査や「ねんきん特別便」の業務を担当している職員が少ないため、照会に対しての調査や回答に時間がかかっており、問題の解決が遅れています。これらの業務に携わる職員の数を増やす必要があると思います。また未統合の厚生年金手帳番号の、事業所記号が不明のため、本人の物かどうか確認が困難な場合が多いので、旧台帳がWMで確認できるようになればいいと思います。	問題の存在については、平成19年5月頃に知りました。現在の国民の生活に直接大きな影響を及ぼす重大な問題だと認識しました。	氏名や生年月日、事業所整理記号等の入力ミスが原因で、本人の記録と判明できず、未統合になっている手帳番号が多いと思います。これらの点を反省し、記録管理の重要性を再認識し、入力ミスなどが無いよう注意をして業務を行います。
4358	地方庁	その他(社会保険事務所)	現在社会保険庁でも少しずつ対応中ですが、共済の過去記録が老齢基礎に反映しておらず、年金額が本来より少なく支払われていることは、まだ世間一般には知られていないと思います。	現在私としては、年金の請求者やその配偶者の記録を審査する際や、共済へ提出する加入期間確認通知書の請求審査の際に、年金原簿をを審査し、もれがある場合は、本人へ勧奨を行い、少しずつ解決に努めていくところです。 もし、共済の1170がある人で、1150原簿に共済記録がない人を抽出できれば、一気に勧奨を行い、この問題は早く解決できると思います。(ただその場合、20歳以前の共済しかない人は金額が増えないことを伝える必要がありますが)	現在の記録もれ等の問題は、お客様にご迷惑をかけており、社会保険庁の信頼を損なう、大きな問題と認識しています。この問題が存在することを知ったのは、現在の特別便対応が始まる頃からで、ニュースで知りました。	特別便のマニュアル等にのっとり、解決に向け対応しています。 現時点で見た場合、反省点としては、年金記録の訂正に非常に長い時間がかかることです。記録を統合しても社会保険業務センター1箇所でしか、年金原簿を補正できない点が問題であると思われます。 記録を統合したことがはっきりわかるのに、すぐに年金が増えないことに不満を言われるお客様がおられます。また再裁定中に死亡し、未支給請求できる範囲の遺族がおられないケースもありトラブルに発がっています。 現在は、せっかく記録がみつかっても、他の年金との選択があったり、旧法のぶんだったり、業務センターへ進達してから1年以上保留されるケースがあります。 記録を統合した時点で再計算できるシステムか又は地方庁で年金の再裁定をできるシステムへ
4359	地方庁	その他(社会保険事務所)			紙台帳からコンピュータへ移行するときのパンチミスなど単純かつ不注意によるミスにより、支払っていただいた保険料が納付記録に残らず、年金給付に結びつかないことはたいへん申し訳ないことであり、今の現役世代にも年金不信を増大させるひとつの要因にもなっていると思う。また、既にお亡くなりの方については、遺族に支給されるとはいえ、自分で支払ったものを自分で受け取れないということも大きな問題であると思う。 知った時期は覚えていません。	記録照会の相談において記録が判明するより詳しく状況を聴取した。 コンピュータ収録がいい加減であり、それさえ確実にできていればこの問題は起こりえなかった。確実にやるべきだった。
4360	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	今後同じような問題が生じないために考えられることは、私の業務範囲においては、正確な事務処理を心がけ、徹底するとしか言えません(ただし現在も過去においても心がけていたと思われるが･･･)。問題の根底にあるのは制度の複雑さ、被保険者の年金に対する義務感の無さが大きいと考えております。また過去の記録問題(いわゆる消えた年金)も被保険者が自分の勤めている事業所が厚生年金に加入していただとか、自分が年金手帳を持っていただとかを知らないこともこの問題を引き起こしている大きな原因だということも考え、この問題は一般に言われている社保庁のずさんな管理のみが原因では無いということを念頭に置いていただきたいと感じております。この問題の解決策としては現在行っている資格照会業務の継続しか無いと考えております。	民間企業より2年ほど前入庁致しまして、もちろん入庁する前より年金記録問題は大きく報道されておりましたので知っておりました(いつ頃かと言われればその当時は民間で働いていたので正確には覚えておりませんが平成18年頃だった気がします)。入庁後は初日より電話で被保険者から自分の年金記録に関する問合せが合ったので非常に大きな問題だと認識致しました。	対応と致しましては、国民年金課に所属しておりましたので、主に国民年金の納付に関する問合せが多かったのですが、制度上考えられない問合せに関しては制度に関する説明を丁寧に相手が納得するまで説明し、制度上考えられない問合せでも相手が納得しない場合は(年金番号払い出し日より前の納付だとか厚生年金の脱退一時金を支給しているとのデータがあるがもらっていないと言っているなど)は申出書をご提出していただきその判断(説明)を第3者委員会などに委ねるようにしておりました。自分の対応としてはどんなにありえないと思ってもその方がまず納得をしていただく方法を取るようにしておりました。まだ問題解決の途中なので、反省点は挙げにくいのですが、被保険者に対する送付物が多すぎて送る側(社保事務所)も送られる側も良くわからないということが多く感じられました。また、これは大きくは言えませんが、自分の年金記録もわからないことが大きな問題であり、それをもう少し報道したほうが良いのではなかろうかと感じ
4361	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に、把握していません。	被保険者と接触し、地道に記憶をたどる。 事業所所在地と勤務先が違う場合や、屋号が通称であったりする場合があるので同僚の名前や事業主の名前等聴取し結びつくであろう工夫と努力を惜しまない。	平成9年の基礎年金番号導入時に多くの未統合者がおられると意識しましたが、その後の広報等で解消の方向を見出したはずでしたが これほど多くの年金記録の漏れがあるとは思いませんでした。	紙台帳から機械化になるときに十分な点検がされたのか。
4362	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	記録調査にかなりの時間がかかるため、短期で解決するためには増員が必要であると思う。ただ、単純作業ではないため、作業をする人の技量が大きく作用する。できれば経験者(OB含む)を集めたほうがよいと思う。	基礎年金番号を導入した際の、年金制度が大きく変わることの広報が不十分であったことが一番の原因であると考える。そのため、国民の申し出による記録統合を期待したが、十分な解答を得られないまま、事後対策がとられなかった。	年金請求時には、氏名索引を徹底して行うようにしたが、本人が思い出せない短期の加入記録などは、別人への統合事故を防ぐため、会社名を教えてまでもは統合しなかった。
4363	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていない問題はないと思いますが、第三者委員会の斡旋で、法的には不可能な記録精正の命令が出ているケースがあります。	民主党政権が示しているように人、金、物を投入して、人海戦術で調査していくしかないと思います。	年金記録問題は、戦前の記録からの管理不十分であり、社会保険庁はもちろん国家的な罪だと思いました。また、年金記録問題が起こったときに、その膨大な数を知りました。	日々来るお客様や電話対応に誠実に分かりやすく説明をしていよう心がけました。反省点としては、この短期間に特別便を送付したことで、来訪者が増加し、電話もつながらない状態になったので、お客様を長時間待たせてしまうことになってしまったことです。また、その後の調査や年金支払処理もかなり時間がかかってしまっていることです。
4364	地方庁	その他(社会保険事務局)	全て、問題の発覚により初めて知った内容でした。		手番と基番の未統合の方が多いことは把握していましたが、年金請求の際に統合するものという考え方でいました。しかし、年金記録問題が発生した際に、WM上にも存在しない手番記録が数多くあることを初めて知って驚きました。	記録の管理方法が時代とともに進化していきましたが、その移行の都度、丁寧に記録を移し替えることの重要性をを痛感するとともに、当時、そうした作業がその時代に可能だったかどうかという検証も必要であると感じています。なぜなら、現時点でできることがその当時も(技術的・時間的な見地から見て)できたかどうかという議論が抜けている感が否めないからです。そうした検証に基づいた反省ののち、今後の記録の管理方法を考えるべきだと思います。
4365	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	1件1件について真摯に調査・確認を行うべきだと思います。	年金記録の紙台帳で管理されていたのは過去の話であり、全ての記録が現在の社会保険オンラインシステムに収録されているものと思っていました。新聞やTVで年金記録問題が報道されて初めて未収録の記録が存在することを知りました。また、オンラインシステム上の未統合の記録については、年金裁定請求時に本人確認のうえで統合されることになっていたので、本人の記録なのに未統合となっている記録が多数存在するとは思っていませんでした。	まずは、1件1件について真摯に調査・確認を行うべきだとおもいました。反省点としては、年金記録がオンラインシステムに収録されるようになって時点以降は、もっと積極的に記録統合の漏れがないかどうかを確認するような作業が行われるべきであったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4366	地方庁	その他(社会保険事務所)	・知りません。		・年金記録問題の存在については、当初まだ職員でなかったため、報道で知りました。 ・問題については、制度・認識と記録保管の不備によるものと思っております。S61年法改正で大きく年金制度が変わる前には統一した基礎年金番号ではなく、各年金制度毎の手帳番号でしたが、それが今基礎年金番号に統合されてないことで、浮いた年金と言われています。以前は正当な処理として行っていたこと、そういった経過を知らないであたかも「消えた、浮いた」と批判があることには憤慨します。認識不足による一方的批判は残念です。 その一方で、保管についてずさんと言われても仕方ない不備があることが大きな問題です。申出があり調査を行う際にも、記録管理が拡散しておりかなり複雑です。複雑で見つけにくいマイクロフィルム、見にくい紙台帳記録、機械(オンラインシステム)と紙台帳記録の不一致など、挙げれば切りがないでしょう。こうした問題で記録が見つからないのも事実です。実際に社保加入していて記録がないと言われるのですから糾弾されても言い訳の仕様がありません。	・ご来所いただいたお客様に懇切丁寧に制度等の説明をし、その上でお客様が求めるその対応策について自分にできる範囲内のことを行っております。まだ自分が知識不足な点もあるため、勉強して補うよう努力しております。 ・基礎年金番号がもっと早く考案・導入されればここまで問題は大きくならなかったと思います。同時に、制度導入後の統合勧奨をもっと積極的に行うべきであった、ということも反省点のひとつかと思います。
4367	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		直接関係のある部署には在籍していなかったためあまり認識しておらず、マスコミで話題になったころに問題として認識しました。	ひとつひとつの記録問題に丁寧に対応し、記録がきちんと統合されるよう心がけたいと思います。反省点としては、オンライン導入時や基礎年金番号導入時に確認作業を怠ったことが挙げられると思います。
4368	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	未統合の記録の特定は、記録の持ち主自身に確認をしていただかなければならないもの。具体的な方策は思いつきませんが、今後も地道な特定作業及び記録整備を続けていかなければならないと思う。	記録問題の存在を知ったのは、世間的に取り上げられてからです。 未統合記録については、結果的には基礎年金番号導入後の手書統合が思いのほか進まなかったためと認識していました。	記録問題が発覚してから、ずっと年金給付課及び年金相談に所属していたので、相談の機会をとらえて極力記録の本人特定に努めてきた。 反省点…年金制度が複数存在するところに遡るが、複数ある制度を基礎年金導入により統一化していったこと、さらに統一していく過程での職員の記録管理の重要さの認識が甘かったと思う。
4369	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません	過去の記録漏れについてはできるだけ早急に処理をするように努力し、未来に向かって年金の記録もれがないようにするため、例えば住民票と基礎年金番号を連動させる等、人による確認漏れが生じないようなシステムを組むことだと思う	平成6年ごろ年金給付課に所属していたとき旧姓とか読み方の違いで別番号として基礎年金番号に登録されていない人がたくさんいらっしゃるのに驚きました。窓口で別の読み方で検索し出てきた記録は、ご本人に確認をとっていましたが、ご本人の記憶のない期間については、登録できなかったりしていました。当時から年金決定時に名前の読み方の違い会社からの登録のミス等確認しきれない記録についてやむおえないこととしていました。	当時は、年金決定時に記録もれがないようにと旧姓、読み方の違い等すべて氏名索引するよう努めていました。今回の記録問題については、それでも基礎年金番号に登録できなかった記録漏れの多さにあらためて驚きました。当時は年金決定時に記録もれをきれいにすればいいという考え方でしたので、年金決定する際、記録の確認は充分注意したつもりです。年金給付課での所属が長かったので年金決定時に記録をきれいにすることに疑問を感じていました。高齢になって年金請求される方には、20歳前のアルバイト程度に雇用されたことはすでにご記憶になかったからです。年金決定時でなく加入時に新規で番号を払い出すことがなければ年金の記録漏れはなかったと思われます。今後は、国民年金、厚生年金加入時に別番号を払い出すことがないシ
4370	地方庁	その他(社会保険事務所)			入職前の平成19年に新聞、テレビのニュースで知りました。 平成20年に入職し、社会保険事務所で実際に年金相談等窓口業務に携わり、対応してきました。	お客様の記録かどうかの聞き取り、年金請求の受付の際、加入記録にもれはないか確認するなど、できる限り丁寧に聞き取りをすすめています。 制度や、専門用語、書類の見方など、お客様に納得していただけるようにわかりやすい説明を心がけています。 「国の制度なので、安心していた」という信頼が不信感に変わっているので、お客様の不安な気持ちに真摯に対応していくこと。 年金にくわしい職員が少ないように思われます。個々人のレベルアップも必要ですが、年金にくわしい職員の配置や育成も必要ではないかと思われます。
4371	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし、一般に公表されている問題について認識しています。	現時点においては、本人様より回答いただいた特別便や定期便についてひとつずつ確実に確認していき、訂正があれば再裁定処理等を早急に処理をしていくことが第一だと思います。	採用された当初に、期間照会という業務があることを知りました。ただ、それは基礎年金番号を作成したときに、それまで別々であった厚生年金と国民年金の番号を統合するものだと解していましたが、業務を行っていく内にそうではなく、記録が収録されていなかったり、記録の収録誤りなどがあり、年金受給者の方であれば正確に年金が支給されていないケースもあり大きな問題であると認識しています。	記録に間違いがあると申し出をいただいた場合、こちらでも可能な限りの確認を行い、ご本人様にも同僚の方を思い出していただくなどの方法で記録の確認につとめています。ただ、何十年も前のこととなると記憶もあいまいになっていくことは当然であり、確認をすることが困難になっているのが現状だと思います。このように記録のもれがおこってしまうのは、現在の記録についてのお知らせを定期的に本人様へおこなっていなかったことが原因であり反省点であると考えます。
4372	地方庁	その他(社会保険事務所)	これまでに明らかになっていない問題としては、特にありません。		報道を受けてからはじめて「問題」である、という認識に至りました。 正確かつ早急な処理が必要である、と考えています。	問題として取り上げられて以降は、目黒の電話相談センターや他事務所の休日対応に積極的に参加しました。 反省点としては、多くの職員の意見にもあるとおり、裁定請求の際に必ず統合される、という認識でいたことが挙げられます。
4373	地方庁	社会保険事務所課長級以上	経験やスキルのある職員が将来不安を抱え業務を行っている。	制度不振を払拭するため、政治・行政が一体となる。 記録問題を早期に解決するためにも、雇用を確保する。	被保険者・受給者の権利を確保するための重要なもの	
4374	地方庁	社会保険事務所課長級以上		当然、職員が頑張るんですが、国民皆様の協力も必要です。 個々にねんきん特別便等の提出についてお願いすることも必要ですが郵便物だけでなく、大々的な新聞・テレビ等による周知・広報も必要だと思います。 長妻さんや山井さんがテレビ画面で説明するのもいいのでは・・・。 費用対効果を考えた効率のいい方法を取らないといけませんね。	解決するには相当長期間かかる問題だと思いました。 単なる未統合だけかと思っていましたが、マスコミ等の報道で厚生年金の紙台帳(未収録？)記録が多数あることを知った。	ねんきん特別便の回答における「記録もれ」等については、必ず本人の申出記録が正しいであろうことを前提に調査しました。 当時の記録管理能力がどうであったかは分かりませんが、将来どういう影響があるのかという問題意識がなかったのか又は問題認識していたが解決することを先送りしたのではないでしょうか。
4375	地方庁	その他(社会保険事務所)			カナ収録誤り、基礎年金番号への未統合記録等の存在は、以前から知っていました。	カナ誤りについては、いろいろな読み方での氏名検索をして、記録漏れがないように努めていました。基礎年金番号への未登録記録についても、氏名検索により漏れがないように努めておりましたが、制度発足当時から、現在のようにもっと積極的に本人の可能性がある記録をお知らせして、確認する方法をとっておけばよかったのではないかと思います。
4376	地方庁	社会保険事務所課長級以上	報道されている範囲内でしか存じておりません。	記録調査・整備・裁定訂正等、年金記録問題にかかる業務すべてにおいて人手が不足していると感じております。年金知識のある人員の増が必要だと思います。	保険料納付をしている現役世代の年金や社会保障制度に対する関心・知識の低さ(年金への加入意識・手帳等の管理が不充分である)と、社会保険制度の教育機会が無いこと、社会保険庁の記録保存の方法が適切ではなかったこととの相乗の結果で起こった問題だという認識でした。全ての労働者が厚生年金の適用を受けているわけでは無いことや国民年金の納付率・免除率が100%では無いことから、記録が漏れているという判断は難しく、年金記録問題としての存在を知ったのは、報道等がされたときです。	年金手帳等をお持ちで無い場合でも、ご本人様からのお申出がいただければ、記録調査を案内していました。 またオンラインデータの氏名検索により、ご本人様らしき記録があれば、現記録にもれがないかどうかの確認を促していました。 個人での反省点は思いつきませんが、オンラインデータ化されていない記録が多数あったということ、厚生年金記録に個人の住所情報を登録する制度がなかったことなどが反省点だと思います。
4377	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			採用されて初めての配属先が適用課だった。お客様が窓口に厚生年金の期間照会に来られた際、必ず履歴を書いてもらい、手番に記録が収録されているにもかかわらず、履歴にその事業所名が記載されていない場合は、その部分を除いて回答票を作成するよう指導された。 本人が手帳を提示して、その手番に記録が収録されているのに何故本人に示せないのか、と上司に尋ねたことがあったが、「別人の記録が収録されている可能性があるため」との回答であっ	当時の期間照会の対応としては、県内での取り扱いだったのか、国での取り扱いだったか分からないが、その方法が当然とされていた。 疑問を感じることがあっても問題提起の場がなかったのではないかと思う。
4378	地方庁	その他(社会保険事務所)			記録が相違しているケースが業務中にあった場合に上司等に相談しても訂正すればいいと言われ、そのようなものと職場に入った初期から認識していました。	その都度記録の確認訂正が個人としてできることの精一杯であり、問題としての意識が職場全体で薄かったことはあると思います。
4379	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現在進めている、特別便等記録確認業務を進めていく。	採用当時、年金給付課に配属されました。その当時、年金裁定業務として年金請求のあった方について、窓口装置により、本人と思われる記録があった場合は、本人連絡をし職歴などの確認を再度行うなど、請求漏れを防ぐための確認業務をしていた。この時に、重複取消処理をせずに、複数の番号を持っている人がいることを知った。基本的には現在の記録確認と大きくは変わらないと思うが、本人に「昔勤めていたところは無いですか」など、本人と話をするなかで、本人申告があれば期間照会により確認し、申告が無ければ他人の記録との判断であったと思う。当時は請求時点で本人と最終記録の確認を十分に取ることが最善であり、現在のように請求漏れがこんなに発生するとは考えていなかった。	常に問題意識を持って行動することが必要である。また、年金請求にたどり着くまで社会保険事務所に一度は来所している可能性もありそのような機会に確認、周知が出来ていれば。手続き漏れなどを未然に防ぐことができた可能性が高く、年金請求時においてもスムーズに手続きできたと思う。
4380	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	報道されている問題以外に承知していることはありません。	・基礎年金番号に未統合の記録が約5千万件あることについて 本人が統合拒否した場合は基礎940登録でその旨の登録ができるようにすれば確実に未統合の記録のみがわかると思います。 ・市町村名簿のデータ移管収録作業が大幅に遅れている。 画像化業者に早急に収録してもらわなければ社保現場はいつまでも本人への回答ができない。このような記録補正や回答もできない状況の中で、定期便等の更なる本人への送付は記録補正が完了してから送付した方がよいのではと思います。	・本人が納付した記録がコンピュータや台帳に収録されていないなどということは絶対あってはならないこと。報道でこの問題の存在を知った。納付した人の記録は必ず記録を正しくしなければならない。	・オンライン上の記録で台帳や被保険者名簿等から正確に入力されていないものがあることを知り、必ずマイクロ等での確認をして本人にも納付記録をしっかりと確認してもらうようにした。 ・確実で正確・慎重な事務処理、そして複数でのチェック体制があった上での迅速な処理が求められている。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4381	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に存じません。	(6)については特に存じないため、ありませんが、年金記録問題の解決に向けては、お客様に対する確認を行う際に、ねんきん定期便等で、すべての世代を同時進行するのではなく、年金額に直接反映する、年金受給権が発生する方と年金受給中の方にしぼり、確認を完了してから、現役世代の確認を進めていくという順番付けを皆様にご理解いただくというのが、限られた人数では必要と思われます。(来年度一年間は思い切って年金受給権が発生する方と年金受給中の方だけに限定する等)	十数年前の勤務開始して間もない頃には、年金手帳の重複取消届を処理する度に、この方はなぜこんなに何冊も年金手帳をお持ちなのか？年金手帳は一人一冊ではないのか？と思ったことを覚えていますが、その後も、基礎年金番号が導入され年金手帳番号の統合作業の一環である、所持している年金手帳番号を確認するはがきがきたことによる相談を受ける際にもやはり、年金手帳を複数お持ちのお客様がかなり多いことを感じていました。しかしその当時は、年金請求時に最終確認を本人に聴取しながらするのであまり問題にはならないと認識していました。年金給付課に配属された平成10年頃から記録にもれが無いか確認する際、事業所記号が入ってないもの、生年月日が誤っているもの、性別が誤っているもの、資格記録に喪失記録などのもれがあるもの等記録統合の際、必ず障害となる記録が数多くあることを日常業務の中で認識しまし	年金給付係に所属していた際には前述のように問題のある記録が多いことがわかっていましたので、裁定請求書の本人の戦務履歴欄に書かれている事業所等は必ず記録があるものとの前提で名寄せ等を利用し時間をかけて解明しようと努力し、御本人様が納得できるようこころがけました。しかし、現時点で見た場合、WM上は出てこない記録もあることを知らずに業務に携わっていたため、自分が年金裁定業務をしたお客様の中で最近、再裁定をしなければならなくなった方もいらっしゃるかもしれないと感じ申し訳なく思います。社会保険庁全体でどんな記録がどのような形であるのか全体像を把握できていなかったのが反省点です。
4382	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	加入記録が見つかったのに、減額となる方がかなりいる。年金記録問題は、そもそも本来貰える年金を受け取っていない方に正しい年金を支払うことが目的だと思う。減額になる方については、対象外とすべきである。	裁定請求書を受け付ける際に、加入履歴の確認を行っているので、これほどの歪れや誤りが出てくるとは思わなかった。 また、十分な準備をしないで特別便を発送したために、現場は大混乱し、いまだに引きずっている。 無責任に最後の一人まで記録を整理すると言ったが、既になくなっている方や、大昔のことで短期間の勤務など覚えていない方がたくさんいる。最後の一人まで記録を整理するなど不可能である。	共済組合の加入記録を、裁定原簿から引っ張ったために実際の加入期間と相違した期間となり、苦情の原因となった。 国民年金の紙台帳をマイクロフィルムにする際に、一部しかマイクロフィルムに切り替えなかったために、住所の確認が出来ず統合できない記録がたくさん残ってしまっている。すべての紙台帳をマイクロ化しなかったことが大問題である。 事業所記号、被保険者番号が00の状態のままで送ったために折角来所されても、記録の確認が出来ないものが多数あった。事業所記号をきちんと補正してから送るべきであった。
4383	地方庁	社会保険事務所長		全職員が解決に向けて一生懸命取り組んでいること。 記録確認において、電話・訪問の継続は最終段階まで継続することになると思っている。 他方、現時点において、既にご本人が亡くなられている、またご本人の健康状態により確認することができない等、全国で事例が出ていると思われます。 若い頃の記録について、配偶者や親族の方々への確認及び既に存在しない事業所での確認も不可能な事例。 既に、案件として検討されていると思われますが、自身、記録確認と同時に全国での前期事例項目を示し早期把握をすべきと考えます。		過去のことですが、基礎年金番号制度実施時において、複数番号整理を徹底的に行うべきであったと思います。 厚生年金被保険者資格取得時の年金番号の届出時において、複数の番号をお持ちではないか、窓口では、確認していた。が、当時は行政側も届け出る側もご本人も年金請求時に確認すればという認識であったかとも考えます。 何事につけても、大なり小なり事業を行う場合は、タテ・ヨコを見回して実行すべきと考えます。 国民に対しても、強弱をつけたアクションを起こすべきと、自身も含めて、ここ数年思っているところです。
4384	地方庁	その他(社会保険事務所)	思いあたりません。		国民年金課・徴収課・適用課と在籍していましたが、問題となっているようなことが、実際こんなに多くあるとは認識しておりませんでした。 存在自体を知ったのは、アンケート方式の調査があった時とおもいます。	事務処理については、今までとうり業務取扱要領にしたがって迅速に業務を進めていき、お客様に対しては、親切、丁寧な対応を心がけました。制度の複雑さ、広報の少なさ、年金にたいしての意識の無さが問題と思います。職員については、社会保険職員として、国民の皆様のために仕事をしている意識の低さがあったと思います。
4385	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	カセット記録のオンライン統合。年金特別便未回答者への回答促進(聞き取り調査等)	基礎年金番号導入後の統合作業の遅れ、年金手帳記号番号の複数払出者の未統合。年金請求時に完了するとの認識から、特に問題視はしておりませんでしたので、マスコミに取り上げられた平成19年又頃と認識します。	皆そうですが、窓口電話対応や保有名簿での確認作業について、1件でも多く、1件でも早くと思い対応したつもりです。基礎年金番号導入時に一度整理の機会が一度ありましたが完了できなかったこと、年金裁定時に完了できるとの認識の甘さが反省点と考えます。
4386	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般と同じ	国年の未納に関しては、現在進めてるように、パターン化する方法でしか解決しないと思う。これ以上の人件費や時間をかけ、回答票をお渡ししても、信頼が失われている今、その結果を納得する被保険者はほとんどいない状況です。 少なくとも、高齢者や、年金受給者に於いては一刻も早く決断を下して欲しいと、私は切実に願うばかりです．但し，救済措置をして、もし不正が発覚した場合に於いては、処罰があるという事も充分認識させる必要がある。	まさかこれほどの大きな間違いがあるとは信じられない思いでした。問題を知った時期もマスコミからです。	窓口で対応する際は、不信感を募らせている被保険者の前では、何を話しても聞く耳を持ってくれず、一方的に相手の怒りが収まるまでただ聞くばかりが多かった。今後の対策や反省として、被害者の救済は勿論、次世代を担う子供達に対して、きちんと責任をとるためにも安心できる年金制度の確立を望む。
4387	地方庁	社会保険事務所課長級以上	基礎年金番号が出来て以降、手番を所有する被保険者には統合出来ることを説明してきたが、拒否されることが多かった。 「届に出向くのが面倒」等。従って後日でも統合は可能と回答せざるを得なかった。	現時点において、本人からの請求を前提にしている限り、解決の仕様がないのではないか。無年金者など記録など何の関心もないので回答どころか通知さえ確認しない層が存在するのである。 すべての個人情報を一元的に管理しない限り難しいと思う。 年金手帳は1枚であり、職場を変わるたびに会社に提出するものと制度創設時から手帳には記載されているのに、現実はどうか。10枚以上の厚生年金手帳を所持している人は普通に存在していたのである。	本人の請求もれが避けられない限り、問題はあるとは思っていた。が、法に従う限り、本人が請求しない期間については、職員の判断で勝手に記録を本人に示唆したりすることは職務に反すると理解していた。	スタンスとして本人の記憶をを呼び起こすような対話をおこなってきた。 考え方として、今までが「限りなく白に近くても白と判断できないものは黒」から「黒くないものは白」となった。もちろん過去の記録を判断する上において当時の社会状況等妥当性についても学習した。 自分は東京出身なので、過去の東京について、被保険者と記憶を共有できることもあり、そこから記録判明に至った(本人記録と自分で確信できた)こともあった。 反省点とすれば、年金制度自体が政争の具となり、朝令暮改の最たるものであった事があげられる。例外、特例の連続であり、制度としてもっとも分かりにくいものとなっていることだろう。その場しのぎの改正に終始し、現場の職員はそのたびに右往左往してきたことが、ミスにつながったことは否めない事実だと思う。
4388	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていること以外は存じません。	年金記録問題については、コツコツ調べていくしかないと思います。 ただ、問題の解決というのが、国民一人ひとりが自分の記録に納得するということであるならば、どれだけ調査しても古い記録であるため資料がなく事実が定かでない場合もありますし、社会保険庁や第三者委員会からの回答にご納得していただけない場合もあります。その場合は解決は難しいです。 申し立てがあったものは全て救済できればいいのですが、それにもいろいろ問題があるように思います。	問題を知ったのは、テレビで話題になった時です。 過去に遡って記録を確認しなくてはならず、件数も膨大であることから大変な問題だと思いました。それと同時に、私が採用される前の問題ではありますが、社会保険庁の職員として問題解決に向け、全力で取り組まなければならないと思いました。	ねんきん特別便やねんきん定期便の窓口や電話対応の際には、当然ではありますが、お客様の立場になってお話を聞き、当時の抜けている記録が少しでも判明できるように対応することを心がけました。 現時点でのこの問題の反省点ですが、記録管理方法の問題と、制度の問題があったと思います。 記録管理について、まず膨大な個人の納付記録を紙で管理していたこと。そして、その管理のチェック体制が粗末だったことがあると思います。そのときにいたわけではありませんので詳しくはわかりませんが、今の業務を考えて、これが全部紙台帳での管理だったことを考えると正確に管理することは難しかったと思います(パソコンは昔はありませんでしたから)。ですが、そんな中でも記録がもれないようにするチェックの仕組みづくりがなされていなかったように感じます。 また、番号が厚年と国年の二つに分かれていたことも要因にあります。そのために未統合の番号が膨大になったと思います。それに加え、平成9年の基礎年金番号付番の際の国民への制度周知の不足があると思います(具体的に当時どうやっていたかはわかりませんが今の現状を見
4389	地方庁	社会保険事務所課長級以上	基礎年金番号導入以前、厚生年金加入時には、事業所から新規で資格取得の届出が提出された場合は、社会保険事務所では過去の履歴を確認することなく、新規で手帳番号を払い出していた。	・基礎年金番号導入前の、年金記録の管理体制についての国民に知っていただき、自ら年金記録について確認してもらうように広報してほしい。マスメディア影響で、すべてが社会保険の責任のように思われているので自ら協力しようという意識がないのではないかと思う。 コンピューターの発達している現状で考えず、紙媒体の時代であったことを意識してもらいたい。 ・基礎年金番号の導入により、新番を払出す時には、氏名検索をするので重複することは、少なくなったと思うが、外国人の氏名については、読み方で、別人扱いとなることがあり、ローマ字に統一するなどの対策が必要。 また、住民登録地と、居所が異なる方、厚生年金の資格取得時に居所で登録される方など、被保険者側の問題もあると感じる。	確かに平成9年以前の記録は、手番として残っている記録はたくさんあり、過去記録として名寄せの照会も当時から送付されていたが、回答されていない方方も多くいたと思う。また、途中で氏名が変更されている方は、この過去記録の照会対象者にはなっていなかった。 このような状況から、手番として統合されていないのもやむ負えず、年金請求時に職歴を確認し、統合するしか方法がないと思っていた。それは、年金請求を、本人と対面で受け付けるのが前提であり、ターンアラウンド方式にするためには、問題があると感じる。	基礎年金番号導入時の経緯を説明し、抜けている記録がないか、確認している。特に、記録が入れている箇所については、婚姻期間であったかなども併せて確認している。 反省点として、基礎年金番号の導入をもっと早期にすべきであったと思う。また、年金に対する意識の向上に行政として取り組みが足らなかったと思う。事業所指導を徹底していたら、新番払出は、もう少し抑制されたのではないか。基礎年金番号導入時に回答用のはがきが添付されていたが、それだけでは効果がなかったのではないか。このときに、基礎年金番号に収録されている記録を同封し回答効果を図るべきであったと思う。 今後年金記録問題を収束させるためには、市町村から移管された記録の早期電子化など、オンライン化の整備が重要。
4390	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	問題になるかわかりませんけれど、今年の5月～6月に国民年金マイクロの照合を行う機会がありました。その時感じたことは、オンラインに切り替え時点の昭和56年～昭和58年の納付記録が収録されていない事例が多くあった。当時切り替え作業を行った記憶で考えると、切り替え票に納付記録を記入し送達した事を覚えています。また、オンライン化の前に市町村との納付記録の突合を全て行って、送達をした。進達ミスがあったのか、その後の整理ができていなかったのか何故、納付記録が未納になってしまったのか理解できなかった。	速やかに、確認できる記録、保管している全ての記録をオンランシステムに収録完了させた上で、最低限の知識を有する者で集中的に行う。機械処理がスムースに行える事が必要になっている。責任を持ち判断ができて知識・機会入力ができる者を大量に投入できれば、正確な処理が早く進められるのではないでしょうか。	厚生年金・国民年金の記録は、調べれば必ず出で来るものと思っていました。来客者に今後大変な事になるぞと脅かされた経験が有ります。そのときは消えた年金記録のことだとは認識していなかった。しかし、年金記録が大きな問題になっ時、この事だったのかと再認識しました。平成18年の終わり頃か平成19年の初め頃だったように記憶しています。	窓口対応の時は、どんな事も聞き、疑ってかかるような考えを持たず、対応していました。反省点は、新聞報道等を見ると、全てが正しいとは思いませんが、各事務所の窓口対応が如何に悪かったことがあると考えます。
4391	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		年金制度の根幹に関わる問題と認識していました。 世間の人と同じく、マスコミ報道等で知りました。	年金制度の根幹に関わる問題であり、相談されるお客様には懇切・丁寧を心がけ、安心・納得されるよう努めました。 反省点としては、制度発足が戦前であり、当然パソコン等の機械管理が出来なかったのは仕方が無いが、当時の厚生省や社会保険庁が、手作業による弊害を考え、将来的にこのような問題に発展しないよう対策をとっていなかったことが挙げられると思います。
4392	地方庁	その他(社会保険事務所)			約5年前に年金給付課に配属された時、年金請求時に新たに手番を重複整理することが多く、驚きました。当時はご本人から会社名等の情報を聞き取りすることによって本人確認しなければならなかったため、ご本人が年金に加入した意識がなかった場合には重複整理が難しく、現在のようにこちらから情報を提供して確認してもらう方法がとれていればよかったと思います。	年金の新規裁定時の相談において、必ず旧姓および氏名の変更の有無についての確認を行っていました。 窓口の端末装置からO80検索することで全国のマイクロ確認ができるようになったり、旧台帳記録が補正・整備されたりしていますが、もっと早くからそういったことが可能となっていれば効率的に処理できていたと思われます。また、台帳記録の整備後に「とくべつ便」が開始されていれば、一人の方へ何回も「とくべつ便」が発送されることがなかったのではないかと思います。
4393	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	未統合年金記録のオンラインへの収録を徹底する 対応にあたる人員の増強および人員に対する研修の徹底	基礎年金番号制度前に払い出された、手番登録がされていない記録が相当数存在しているとの認識は、基礎年金番号制度発足後から持っていた。	報道されているように、年金裁定時に氏名検索等から該当記録があれば本人の職歴照合のうえ手番登録すればいいとの考えを持っていた。 このような考え方自体が反省点ではあるが、漢字による氏名検索等年金記録問題をうけて整備されたシステムもあり、もっと以前から整備されていれば状況が変わった可能性があると思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4394	地方庁	その他(社会保険事務所)	無し		国民にとって大問題である。入庁してから。	出来ることは一生懸命対処した。統一的な対応・進捗管理が出来ていない。
4395	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	基本的には今のやりかたですすめるしかないと思う。ただ、対応する人によって調査の質にばらつきがあり、それがどのような影響を齎すか不安である。いずれにしても、問題解決まではかなりの年月がかかると思われるので、専門の部門を設け、人数をかなり確保・維持する必要があると思う。	平成6～7年頃から、時々よくわからない記録をみかけることがあり、周りに尋ねたが、年金請求は申請主義であり、申請にもとづいて補正を行うので問題ないと教わったことがある。釈然としなかったが、問題の全貌がわからないため、それ以上の追求ができなかった。人によっては会社に入るたびに年金番号を変えている人も多く、申請だけでは請求漏れが発生するのではないかと	氏名索引等を活用して、個別にできるだけ聞き取り、重複取消処理を積極的に行った。特別便については、機械化を行った時点で段階的に進めていくべきで、遡きに失したと思う。今後は、年金運営組織を、誰でも何でも言える開かれたものにしていくべきだと思う。
4396	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	なし	いわゆる5，000万件については、人海戦術で対応するしかないのかなと思います。特に、古い記録であることから知識と経験豊富なOBは、現に大きな戦力となっており、大いに活用すべきと思います。 但し、現在においても、年金裁定請求の際に名寄せ等で申告していない事業所の勤務を確認しても、本人からは「他にはない」とか「他にあっても少ない期間ですからいいです」等という返事があるとのことから、完全な解決は無理であると思います。	過去記録の整理を平成9年頃から行っていたので、統合されていない記録がそれなりにあることは理解していましたが、5，000万件が統合されていないということは、平成19年に大きな騒ぎになって初めて知り、愕然とするとともに、何故もっと早く対応しなかったのかと思いました。私は地方勤務の経験しかありませんが、手を抜いたり、いいかげんな処理を行ったことは1度もありません。それだけに、何故このようなことになったのか理解できませんでした。	平成10年に事務所の国民年金課長時代に、国民年金保険料の個別徴収に際し、必ず他に記録がないかを確認し、当該者に確認できたものはその都度統合処理を行ってきました。しかし1度、「前にも同じことを聞かれて、回答しています」という返事を頂いたときに、全員が確認できた記録を統合していなかったことが判明しました。皆など話し合い、当初は「面倒だ」とか「最後の年金請求時に統合すればよい」等との意見もありましたが、同じことを聞くのは行政不信・年金不信に繋がること、被保険者が高齢になれば、記憶が薄れてしまうこと、確認できたときに統合しておけば、後から確認する必要がなくなるので、仕事がスムーズになること、将来、団塊の世代の退職時には年金相談が混雑するので、相談窓口の混雑解消に繋がることなどを話しながら、最終的に全員で確認できた際には統合することを決めて実行してきました。 全国的には、やはりこのような意識があったのかと思います。
4397	地方庁	その他(社会保険事務所)				
4398	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	早期解決にはマンパワーが必要ですが、知識と経験を持った職員が地道にお客様に納得のいく説明をしていくことも必要かと思われます。有能な人材の流出を防ぐため、退職者に「なぜ辞めるのか」という理由をアンケート調査し、フィードバックすることが有用かと思われます。	職務上知りえた個人情報は外部に提供してはならないという認識は、採用時より持っていました。5000万件の未統合記録については、基礎年金番号が始まって以来、減少している過渡期であることは聞いておりました。旧台帳等の収録もれ等については、今回の確認作業等により、当時の事情をここ2年くらいに認識することができました。	コンプライアンスに対する認識が足りなかったことが今回の問題の一要因であることから、常に法令に照らし正しいかどうかを意識するよう心がけました。過去記録については、地道に確認作業をしていくほかはないと思います。
4399	地方庁	その他(社会保険事務局)				
4400	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	人材の投入が不可欠と思いますが、それも調査のノウハウや制度を理解している人たちでないと、ただいたずらに金と時間を浪費するだけで、迅速な解決は無理だと思います。	本来、納めた保険料の全てに基づいて年金額が計算されるべきところであるのに、記録が年金額に反映されていないことは、大変深刻な問題と認識しています。 このような浮いた年金の記録が5000万件あったということは、報道されて初めて知りました。	特別便が全員の方へ送付されて以来、窓口へ大勢のお客様が相談にお見えになりましたが、窓口対応させていただいたときは、ご本人がおっしゃっている記録のほかに、浮いた手帳番号で、ご本人様の記録と疑われるようなものある場合は、記録のもれがないように、特に留意して対応しました。 記録照会の調査においても、申し出に該当する記録がないような場合は、こちらの調査にもれはないのか、マイクロの調査を徹底するなど慎重な対応を行いました。 いずれにしても、この問題は、基礎年金番号が導入された平成9年の時点で、もっと国民にわかりやすく周知徹底がなされ、提出がない方への勧奨など、攻めの姿勢で臨んでいたら、ここまで膨大な件数にならなかったのではないかと思います。
4401	地方庁	その他(社会保険事務所)	「世間一般」ということならば 1.国民年金の任意加入期間中に、厚生年金加入期間が見つかった場合が挙げられます。 記録を統合すると、厚生年金の期間より後の期間について、国民年金の任意加入の手続をその際に行っていないという理由から、それ以降の国民年金の期間が取消になる問題です。納付済ならば還付になり、期間が減ることにより、受給者ならば受給額が減額となります。 2.厚生年金制度開始間もない頃、男子が昭和19年6月1日での資格取得された厚生年金記録が見つかった場合。 一般職員として適用になったと考えられるが(保険料徴収開始は19年10月から)、工場法または鉱業法の適用を受ける工場に使用される男子労働者(17年6月から保険料徴収開始)が、たまたまその日付で資格取得した可能性もあり、今となっては判別が困難なため、19年6月から9月までの4ヶ月間を納付済期間として含めてよいのかどうか判断が難しいという点です。	全ての年金記録について、いつ、誰が、どのような内容で記録を入力したのか、その事蹟が全て確認できるように窓口装置で表示されるようにすること。 窓口装置のオンラインシステムを改善することだけでも、かなり効率的に問題解決に繋がると思われます。	入庁して、最初に健保・厚年の適用課に配属された最初の頃から、未統合の国民年金・厚生年金の手番があまりに多いことに気づき、どこかで問題になるではないかとの心配がありました。	事務所全体が「裁定時に記録がまとまればよい」といった考え方であり、私のような心配が議論として出てくることはありませんでした。また、それは全庁がまとまってやらないと出来ないことであり、一事務所として取り掛かることが可能なものではないということも考えていました。ただ、そのような提案をしたところで、庁が対応を検討するような姿勢は当時はまるでありませんでした。 毎日の業務の中で、自分が対応する方ひとりひとりの記録につき、記録を全て整理していくということで、地道にやっていくしかないと考えていました。 業務改善に取り組む姿勢が欠如していたことが問題を大きくしていたと考えています。それは組織はもちろんながら、職員ひとりひとりにあったのかも知れません。ただ「どうせ庁に提案・要望を出したところで、最低限必要なこと以外は何も聞こうとしない」というあきらめた口調での先輩・上司の声は当時から聞いていたことは確かです。
4402	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	政治主導ではなく、国民本位に立って時間をかけじっくり解決を図ることが必要と思います。	台帳等のマイクロ化を進める際に、よく読めない台帳をそのままマイクロ化していいのか疑問を思った。	平成9年の基礎年金導入時にもっと国民にアピールするように話したが、取り上げられなかった。仕事をこなすことが主となり、やっつけ仕事になってしまった。
4403	地方庁	社会保険事務所課長級以上	当時の記録管理が手作業及び紙台帳による管理によって、非常に特殊性のある管理方法であったことや、年金制度ごとでの管理であった等、未加入期間が残る事も考えられていたと思われます。 基礎年金番号制度が導入されたことで、年金記録が完了したわけではなく、逆に記録管理も複雑になったと思われます。(法律改正による救済措置は、その場しのぎであり、全ての国民の普	本人の記録確認作業が、すでに高齢になった方々にとって本人の記憶を基本に確認していくことは大切ですが、判断基準を緩和し、本人の記録の可能性のある方には、記録統合した案内を送付し、(簡素な)手続きをしていただくことも必要だと考えます。 また、旧法対象者や他の年金を受給されている方の記録統合による年金額の減額については、緩和措置も必要だと考えます。	非常に膨大な特殊性のある記録を、基礎年金番号導入時に、中央において一括して登録処理を行ったことも、現在にまで影響を及ぼしていると考えます。	国民皆年金を唱えて、約50年の歳月を経ていますが、これまでの積み上げてきた制度も、1年2年の短期間で終了できるような問題ではなく、一人一人の大切な保険料を国がお預かりしている認識に立って、時間をかけて丁寧な処理を行っていくことが大切だと考えます。
4404	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	社会保険庁での年金記録の個人特定は限界があるので、市区町村に協力の依頼	大変申し訳ない残念な問題で、早く個人の記録をとくしている。 入社以来、一人が年金番号を2つ持つような人がいることは知っていなしたが、こんなに多くの宙に浮いた年金記録があると知ったのは、2、3年です。	窓口に相談にこられて、自分の記録が漏れていると言われるるお客様に、今までの区役所と社会保険事務所の関係、また年金制度などを丁寧に説明し、wmで判明するものついては、その場で統合した記録を窓口でわたしました。 どようような反省点 国民年金の納付記録については、過去、区役所、社会保険事務所、別々での管理。 厚生年金の複数手番の払い出しについては、厚生年金の記録については被保険者本人の住所が登録されてないこと。
4405	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			被保険者が将来受給者になった時に影響するものなので、大切(名簿に転記するときは細心の注意で)にと新規採用時において勤務先の先輩から教えられましたので、今日まで同じ認識でいました。	台帳時代には業務センターから事故リストが送付されることもありましたが、本来業務もありましたので、上司から指示のあった時のみ補正等対応していました。現時点においては、途中で異動等で直接記録に関係する係ではなくなったため、対応することもなくなり、また、現在のようないろいろなシステムもなかった時代ですが、少しづつでも調査しておれば、これほどの問題にはな
4406	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特別承知していることはありません。	お申し出いただいた個々の案件を確実に確認していくこと。 年金裁定請求時のご本人が所有されている年金手帳番号に収録されている加入記録についても確実に確認を行うこと。	基礎年金番号導入時において、多数の手番所有者の統合処理を懸念した際に、膨大な作業となることを漠然と憂慮しておりました。	「統合のお知らせ？」で統合手続きの喚起が行われておりましたが、年金請求時に加入記録の最終確認を行うという認識でおりました。 基礎年金番号導入時に国民総背番号制が実施されていればと考えております。 ご本人が所有している手帳番号の加入記録が必ずしもご本人の加入記録であると断言できない状況である以上、新たな記録問題を招かないためにも地道に個々の記録確認のお申し出の機会を捉えて、確実に行なっていくしかないのではと考えております。
4407	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	年金記録は一人ひとり異なっていますので、人海戦術しかないと思います。	特に認識はしていませんでした。記録問題があると知ったのは社会問題化してからです。	被保険者一人ひとりに誠意を持って対応するしかないと思います。
4408	地方庁	その他(社会保険事務局)	国民年金第3号の手続きに関して、扶養認定等が3号期間と合致せず基準が不明確な点	第3号の処理の確実性の向上、迅速な処理、事業主である事業所への協力要請を徹底する。	年金記録問題については、記録が基礎年金番号に収録されていなくても、年金請求の際に確認されるので、手番として分かれていても問題ないといわれていた為、認識したのは、問題が公に明らかになった時期とほぼ同時期でした。	この問題は、手番として基礎年金番号に収録がなくても、年金を請求する時に一つの記録とすればよいという考え方にそもそも問題があったと考えます。被保険者に、いつ何が起こるかはその人次第でわからないため、また、年金の受給等のパターンもいくつか決まっているため、常に正しいものにしておく必要があると考える事がとても大事だと思います。
4409	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません		社会保険庁の記録管理方法にも問題はあったと思うが、基礎年金番号導入時の個人の年金に対する関心度の低さも年金記録問題の根底にあると思う。実際、未統合の手番が多数あると感じたのは年金給付課に初めて配属になった平成16年4月である。	個人的な対応としては氏名索引、お客様が会社名を記憶していれば会社名索引、080の台帳確認を行い該当がなければ申出書を提出してもらい対応している。反省点としては基礎年金番号導入時に今の体制をとっていればこれほど業務多忙にはなっていなかったと思う。
4410	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	記録の調査・確認から再裁定(支払い)まで、できる限り時間がかからないように行う努力が必要ですが、新たな加入記録が判明し、その記録を統合すると既に受給中の年金額が減額されてしまう場合(国年任意加入期間と厚年期間が重複した場合等)で、本人に不利益が生じさせないための方策を事務所の判断では行えず、事前に本部組織へ伺いをたてなくてはならないケースがあります。 具体的なケースを提示いただき、同様のケースは本部組織の了承を得ずとも本人の不利益回避措置がとれるような体制がとれれば、支払いまでの時間短縮にも繋がるのではと考えます。	基礎年金番号の導入以降、手帳番号の統合が思うように進んでいないことは認識していましたが、転職や裁定請求時にはしっかりと統合・記録整備が行われるものと思っていました。 マスコミの「消えた年金」報道後、実際に記録確認作業を行い、あまりの記録の不正確さと件数の多さに驚かされ、ことの大きさ重大さを痛感いたしました。	「職員がお客様に情報を提供する」ではなく「お客様から正しい情報を提供いただく」という意識で業務をおこないました。 オンライン化の時に、ある程度時間や費用がかかっても確実なデータベースを作っておくべきだったと思います。 また、基礎年金番号導入後の過去記録の整備作業についても、お客様からの反応待ちという受身のやり方ではなく、大々的な広報を行い国民の皆様に意識してもらうとともに、戸別訪問など、積極的にやっていく必要があったのではないかと思っています。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4411	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		この問題とは、(6)の問題のみならず、これまで言われてきた年金記録問題全体を捉えてを前提として回答する。 1. 政治からは切り離し、現実的な目標を定めること。 2. 一刻も早い解決が必要なのは言うまでもないが、最初に1年ありきなどといった期限を前提とした計画は、実施段階でほころびが生じる。 実際に、特別便については、十分な時間がないまま不備な記録と承知しながら発送したことにより、新たな年金不信を生じさせ、現場には大きな混乱が発生した。 また、現在の台帳等の電子画像化にしても、既に大幅な遅れが生じている。 現場感覚を無視せず、実現可能で且つ入念な計画を再構築し、実施されるべき。	・遠い過去に、責任のある方々により、合理的な考えに基づき一定の整理がなされていたことが、ヒステリックに国民の不安をあおる勢力により、大変な混乱が生じ、最終的にはスキャンダルとして社会保険庁のみが最悪として位置づけにされた、ある意味、日本を象徴する非常に不幸な問題と認識している。 ・業務センターにオンラインに収録されていない年金記録がマイクロフィルムに保存され、年金の請求時などに本人の申出によりオンラインに収録する仕組みになっていたのは承知していたが、それを承知した時期は不明である。(これについては、地方が関与できる事項ではなく、問題とは認識していなかった。)	・問題として位置づけされた時点から、庁の通知・事務連絡に基づき、統合されていない年金記録の解消に努めてきた。 1. 戦中の混乱期に超長期的な制度を発足させたこと。 2. 長期間の記録管理に必要な仕組みが不十分であったこと、また事業主や加入者への手帳番号の重要性に関する説明が不足していた。よって、一人に何個もの番号が払出されたことにより、記録管理に重大な支障が生じた。 3. 記録管理の責任を加入者に負わせる仕組みにしたこと。これにより行政責任を逃れ、不十分な記録管理となった。 (ここまでは、厚労省の責任が重い) 4. コンピュータが汎用されるようになった時点で、オンライン化すべきであったが、しなかった。 5. 加入者に対する、未統合の年金記録についてのアプローチが不十分であった。(皆無であった) 6. 年金記録を適正に管理するといった義務感が欠如していた。 追記:現行の事務処理では、入力後のチェックを2回しても、千から万単位に1件は入力誤りが発生する。これは手作業におけるリスクとして単に算数上の問題であり、大幅な人員増か、事務処理の抜本的な見直しを行わない限り、根絶はならない。(今もって将来の記録問題を生んでおり、この責任は人員・予算を削減する政府にあるのか、我々地方の一職員にあるのか正直なとこ
4412	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録問題の完全な解決というのはなかなか難しいと思いますが、国民の皆さんに安心感を持ってもらうことが大切だと思います。そのためには、今記録確認作業に人を集中させることが必要で、特に知識、経験のある人を集めるべきだと思います。OBの人達を雇用するのも一つの方法だと思います。記録確認の後には年金の支払い(再裁定)業務がある訳ですが、現状ではかなりの月数が処理までにかかっており、人員的に余裕はないと思いますので、人間の手がかかる割合を減らすようなハード面での開発が必要ではないかなと思われます。	未統合の記録の存在という認識ですが、もともと国民年金と厚生年金は別々の番号でもあり、紙台帳からコンピューター化する時のミスも一部あるかもしれないですが、未統合記録が存在するということは、制度の歴史から当然に発生することではないかと思います。 未統合記録が存在するという認識は、基礎年金番号が導入された頃から、ある程度ありました。	年金給付課では、実際に請求時の最終的な記録確認になりますので、慎重に被保険者の方に過去の経歴を確認してきたつもりですが、正直業務課の時の確認作業では、まだ年金を受ける段階ではないという認識があったためか、本人が思い出せなかったら、また思い出せた時にという対応もあったかもしれません。しかし、それでは駄目で、今確認できることはその場で少しでも解決し、未統合記録を少しでも減らすという姿勢で対応しなければ、記録問題の早い解決につながらないと思いますし、そういう思いで現在は対応しています。
4413	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金機構への引継ぎをきちんと行うこと	私は、20年3月から任期付職員として働きました。 採用される前、マスコミで報道されたとき知りました。	フォローアップの業務を、正確に行えるよう気をつけました。
4414	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	社会保険職員一丸となって真摯に前向きに全力をあげて取り組み、地道にお客様の信頼を回復していくしかないと思います。	長年在職している私としても、まさかこんなに宙に浮いた記録があったとは想像もしておりませんでした。資格記録の取得・喪失等の担当をしている時は特に女性の方で旧姓の記録を統合できていない方、期間調査で何度も調査をされる方、年金手帳を何冊かお持ちの方などいましたが、ここまで大きな問題になっているとは認識できておりませんでした。存在を知ったのも、ニュースで報道されて初めて知りました。	過去に担当として携わる中で、当時より統合ができていないケースなど判明した時点で統合処理を行い、期間調査においても氏名を音読み・訓読み等色々と読み替えて調べ、必要に応じて旧台帳の写しの取り寄せを行い調べておりました。今、反省点として挙げるとすれば、過去に台帳方式の時に一定時期での点検、調査。年金記録の機械化のときの点検、調査。基礎年金番号制度導入時の点検、調査。以上のことを社会保険組織全体として充分にできていなかった。もしくは先送りにしてしまっていたことではないかと考えられます。
4415	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金特別便・定期便に対する調査・確認の徹底。年金記録確認について国側のお客様である国民の皆様へのさらなる積極的な情報の提供を恒常的に行なうことが重要であると考えます。	WMで照会された年金記録が情報不足もしくは欠落していてもマイクロフィルム、旧台帳等で記録の整合性は担保されていると認識していました。マスコミ等の報道により重大な問題であると認識しました。	年金記録の確認については、最終的に裁定時に整理が完了すればお客様に不利益は生じないとされた庁内の無意識的な空気があったと感じます。結果的に国民の皆様に大きな不安・怒り、公的年金制度に対する信頼の失墜を招いたわけで、これらの反省をもとに、年金記録確認・年金請求の相談時ではもちろんのこと、それら以外の相談時においても年金記録についてのお客様の認識、記録の正確性について確認し、後日年金受給権の確保等で不利益を招くことがないようにという意識を常に持ち業務にあたっているところです。
4416	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし		未統合記録の件数をはあくしていなかったため、気に留めていなかった。 マスコミ報道により知った。	請求主義にこだわりすぎている点。 請求をした後も、さまざまな請求行為が必要な点。
4417	地方庁	その他(社会保険事務所)			非常に深刻な問題と認識しております。当然あるべき記録がなかったり、正しく収録されていない記録があることが信じられず、記録調査をしていて大変苦慮しております。入庁した時(平成14年)から疑問に感じていました。	とにかくコツコツ丁寧、根気よくするしかないです。同じ過ちを繰り返さないように自覚をもって頑張ります。
4418	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	一つ一つ着実に関係資料と突合の上記録回復へ向けていくことだと思います。	私は健康保険給付業務が長く占めていたため、深くは年金記録問題を承知しておりませんでした。	個々人の年金記録問題への気持ちの持ち方が薄いのだと思います。年金記録問題を真摯に受け止め積一杯解消へ向けて努力する所存です。
4419	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	一人一番号の周知徹底、事務処理誤り防止策の徹底、チェック機能の強化	昭和50年代に厚生年金の原票を遡達しており、不備記録については業務センターから返戻されたものを整備して再遡達していました。記録のもれや誤りがあったものの中には、そのような不備返戻分をきちんと整備していないものがあり、整備してあれば防げたのではないかと思いました。 平成14年に国民年金を担当していましたが、国民年金事務が市町村から移ってきた際、台帳の二重保管が無駄だという理由で廃棄の指示がありましたが、記録の正確さを期すために二重保	自分の業務の範囲では、整備は当たり前に行っていましたが結果を見ると完全に行われていなかったのだいわざるを得ません、 市町村の国民年金台帳については、「国の記録では特殊切換以外だと住所記録がなく本人確認ができない」と、当時の年金窓口から要望があったので、市町村に廃棄を待ってもらい、市町村台帳を借りて住所記録や納付記録を整備しました。
4420	地方庁	社会保険事務所課長級以上			・転職を繰り返し、再就職の取得届提出の際に年金手帳の提出がなく、本人や会社の担当者が、確認や再交付に手間がかかることを嫌い、また、健保証が早く欲しい等の理由で、その都度新規の手番の払出を受けていた事例はよくあった事と思います。その時点では社保も被保険者も互いに、年金請求時までに重複取消すればよいとの認識だったと思います。しかし、現時点のような本人も忘れているような記録や過去に探し出せなかった記録がこれ程になるとは予想もしていませんでした。 ・記録問題は程度に差はありますが以前からあることと思います。特にこちらから「○○という会社に勤めたことはあるか」との確認はせず、本人からの申出のみで対応していたので、かなり昔に短期間のみの勤務の記録は、社名も期間も曖昧な状態で発見し難いです。現在は時には社名も出しながらの対応ですがそれでも難しいです。 ・国年の納付記録については、平成16年まで担当したことが無かったので、それ以前の問題はわかりません。	・基礎年番に切り替え以降の新たな発生は無いと思われるので、あとは1件1件確実に片付けていくだけと思っています。 ・他県に調査依頼をまわさず、名簿の検索システムを使い受付県で調査・回答するようになったそうですが、その土地の人でないとわからない屋号や店舗名などでの照会はどうなるのでしょう。(期限をきめて片付けるのも必要ですが一律に片付けられないのもあるのではないでしょうか。期限だけに捉われて判明なしで片付けられたりしないのでしょうか。) ・受給者の記録が判明し正しい記録に直した結果、減額なる場合は統合しないという取り扱いはおかしいと思います。減額であろうが正しい記録であればもともとその金額しか受け取れないのだから、きちんと説明したうえで統合すべきだと思います。過去の支払いに関しての返納の免除等を実現できれば納得してもらえると思うのですが。 減額に限らず増額の場合も受給者からの同意がなければ統合できない取り扱いですが、本人は調査依頼を提出した時点で、見つかれば当然もれていた記録を加えて正しい記録に訂正する前提で提出しています。増額の場合まで再度本人に手数をかけさせる必要はないと思います。 と、毎日葛藤をかかえながらお客様の対応しています。
4421	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	各事務センターにねんきん特別便・ねんきん定期便等年金記録の調査・回答業務について精通した職員を集中的に配置し処理速度を速め、処理精度を高める。	現在の職場に採用になった当時(平成16年4月)に年金手帳番号(手番)の統合処理があることを知った時点でこのような問題が明るみになることは時間の問題と思っていた。基礎年金番号が導入される平成9年1月までにこのような問題が起こることは皆知っていたはずで、それを放置していたことが一番の問題と思う。もっとはやく基礎年金番号制度を導入すべきだった。	お客様からの年金記録に関する照会に対してこれまでもその都度丁寧に対応してきたつもりですが、これからも同様に対応していくことしか方法はないと思う。
4422	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知らない。	妙案はないと思う。本人が申し出なければ誰のものかわからない記録も多数あるが、その一方で、年金記録が未統合になっているのを知っているが様々な理由で手続きを行わない方もたくさんいるので、いくら文書やステレオタイプの電話等による督励を行っても限界があると思う。最後の最後まで年金記録の統合を行うには、制度や業務に熟知し、かつ交渉力のある人員を多数そろえたうえでの人海戦術に頼らざるを得ないと思う。	平成9年の基礎年金番号導入により、新たに年金手帳を何冊も所持する被保険者は、ほとんど発生することはなく、一方、年金手帳をいくつも所持する被保険者は年金の裁定請求時に統合されるので、将来的には未統合の年金記録はほとんど発生しなくなると認識していた。 既に裁定請求済みであるにも係わらず未だに未統合となっている年金受給者の方が大勢いることを知ったのはマスコミ報道後の頃。	記録問題については休日開庁日や窓口での相談等に積極的に参加し相談業務に対応した。 反省点としては人員やWMの不足もありやむを得ないがスピード不足。
4423	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	ご自身の年金記録について、同じ方から照会が重複してきている状況や、照会の必要のない直近の国民年金保険料の照会が多くあります。そうならないよう定期便等の内容を今度検討する必要があると思います。組織としても、年金記録問題の業務がスムーズに行われるよう不要なものは見直す必要があると思います。そうすれば、職員も積力的に業務に取組めると思います。	年金記録問題の根深さを知ったのは、平成19年です。 組織の体質もこの問題を招いたと認識しています。	組織の人間として、一人でも多くの方の年金記録が判明するよう記録問題に取り組みました。しかし、通常業務との関係から、できる範囲が限られていたと思います。
4424	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	本人申し出の他に、払出し番号と名簿から時間をかけて、ひとつひとつ丁寧に事業所等の理解、協力を得ながら調査するしかないと思います。 全てが判明するのは難しいとは思いますが、今後このようなことが起きないよう職員の意識を高め、また充実した対応をするためにも職員の増員が必要かと思います。	資格照会業務をしていた時は、本人の財産を守るためにも、できるだけ記録を見つける努力をしていました。 それだけ多くの問題が存在することを知ったのは世間一般が知るようになった頃です。	問い合わせ等あった際には、本人の身になって、ひとごとではなく自分の記録をさがすつもりでの対応をしてきました。 反省点としては、すでに辞めている前職員の不手際と思われる事案が多く、また制度の管理自体もせかったのではないかと思います。
4425	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	人員を出来る限り動員して、一日も早く記録統合、補正、再裁定を実施するしかないと思います。その為の環境が不十分に感じます。例えば、事業所検索システムが非常に使いづらい(データが重たすぎてほとんど動かないので検索が進みません)とか、補正依頼(事務所ではどうしても出来ないもの)のファックスをしても数ヶ月は回答が来ないとか、せっかく記録が見つかって再裁定の仮計算書をお客様に送付する際の返信用封筒に、いちいち切手はらなくてはならないなどの事務作業に時間を費やしたり等細かいことかも知れませんが、無駄な時間や省略出来る作業は省略しないと、いくら時間があっても足りないと思います。	入庁が今年の4月なのですでに問題が表面化した後でした。ですのだ、知ったのは、テレビ、新聞等の報道です。	
4426	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	マスコミ等を利用して広報に努めたり、全職員一丸となり早期解決へ努める	マスコミの報道にて知りました。その当時は、この年金問題を解決するには膨大な事務処理と時間がかかるだろうと考えていました。	混雑する窓口にて、お客様一人一人に誠意を持って接し、前の市町村、又社会保険事務所の安易な事務処理で起きた問題ではあるが、現在の社会保険事務所の職員として責任を重く受け止め、全職員の総力を持って信頼回復が一番と考えて対応しました。平成9年、基礎年金番号導入時に手番統合にも着手していれば、もう少し違った結果が出ていたのではないかと思いま

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4427	地方庁	その他(社会保険事務所)	マスコミで報道されている以外には、特に思い当たりません。	地道に一人一人の年金記録を整備していくことが、最終的には年金制度の建直しに繋がると考えています。	マスコミで取り上げられるまで、年金記録問題が存在することはよくわかりませんでした。	現時点で思うことは、未統合の年金記録を統合させる作業は、事前にできたと思います。一気に全てをやろうとするのではなく、例えば「今月は○○市の人、来月は△△市の人」というように、少しづつ継続させていけば、今回のような混乱は回避できたように感じます。
4428	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	住基ネット・氏名・払出簿等により名寄せされた記録を重点的に処理していくべきだと思います。 また、再裁定において仮計算書の添付を必須とすることで、仮計算書の提出がなされないために、記録判明するも再裁定に進めることができない案件もみられます。 再裁定は、記録が確認されれば必ず行わなければならないものですので、年金額が減る方については、今までどおり仮計算書と返納方法申出書の添付を必須とすべきですが、年金額が増える方については、仮計算書の添付を緩和する方向で検討すべきと考えます。	旧台帳をWMに収録していないのは問題であると考えていました。090確認で名寄せされないため、窓口での確認が難しくなるからです。	来所された方すべてに対し氏名索引による記録確認を行い、未統合手番をひとつでもなくすよう努力してきました。 また、旧台帳記録については共通090-1による氏名索引を行い、マイクロフィルム等で事業所名称を特定し、本人確認を行うなどしてきました。
4429	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知らない	申し立てをすべて認めて年金支給する	年金番号が制度により別々であり管理をしてこなかったため起こっており、基礎年金番号による統合も充分に機能していなかった。 また本庁による記録に対する管理があまりにも杜撰だった。このことは今回の問題発覚により地方の人間は始めて知った事です。	本庁の管理が杜撰であっても社会保険庁全体として国民の皆さんに迷惑をかけたことに対しては申し訳ない思いです。 それまでの対応としては年金請求時に出来うる限りの確認と調査を行い裁定を行ってきたと思っています。 しかし基の記録が杜撰であれば地方の現場は確認にも限界があり、さらに事業主にも悪質な人間も多数おり、その人間が虚偽の申請を出しても罰せられ無い今の法律ではいっそうの管理の徹底、情報開示等行っていく必要があると思います。 今回の問題では政治家の駆け引きでの一方的な非難、中傷があり、しかも人員の大幅な削除があり、いままでの現場の人間の努力をすべて否定した状態では現場は無力感が蔓延しており、委任事務として年金機構になってサービスを本気でどこまで出来るのか不安が先に来てしまいます。 少なくとも早期に誰でもわかりやすい年金制度の根本的な改正は不可欠だと思います。
4430	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	分かりません。	記録が統合されなければ年金受給の際に年金額が少なくなり、受給者に不利益になる。世間で騒がれるようになってから。	記録統合等。もっと早い段階で統合を行うべきであったと思う。
4431	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。		会社に入る度に年金手帳を作り、番号を複数持っていた場合、年金請求時かそれまでに統合する必要があるものと考えていました。そのことは、年金相談を受ける業務をしていた時に知りました。	年金相談時に聞き取りをし、機械で調べ、番号が判明しない場合は、資格照会を出していただくようにしました。 番号を複数持っている方が多く、番号もわからず年金に加入していたかどうかもわからないが調べてほしいという照会が予想以上に多かったので、その調査にとても時間がかかっているということです。
4432	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありませんが、問題の解消には今しばらく時間を要するものと考えます。	少しでも早く問題を解消することと、ひとつひとつ丁寧に対応していくことという相反する2つの大命題のバランスを崩さずに進めていくことが重要と考えます。	戦前からの膨大な情報量(記録)であり、それをかつては手作業で管理していたこと、およびあくまでも申請主義であり、最終的にはご本人のご記憶との照合により修正するものとの考えが染み付いていたため、組織として情報管理に対するの甘えが生じたものと考えます。	
4433	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	現在、特別便、定期便などにより、調査を行っておりますが、迅速かつ正確に調査を行い、特に受給者の方にはより迅速な年金の精算に努める。	この問題を認識したのは、資格照会の担当になった3年ぐらい前からですが、被保険者名簿や事業所名簿などをみると、統台帳の記載に不備が目立ちます。また、オンライン化に際して、統台帳からコンピューターに移行する際の処理の杜撰さもあります。また、平成9年の基礎年金番号が付番された際の確認不足による、統合されなかった記録が多々残ってしまっていると思われます。	国民の信頼を回復できるよう、一件ずつを正確に、迅速に処理をするよう心がけています。誤りのないように事務処理後のチェック体制の確立が大事であると思います。そして、受給者のかたには、年齢的なこともあり、より迅速な対応が求められていることから、新たな体制や教済策が必要ではないかと考えます。
4434	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	検索システムをさらに充実すること。	年金記録問題は大変な事だと思いますし、社会問題になって、初めて知りました。	真摯に対応することを心がけました。 反省点は制度ごとに番号を付番したことだと思います。
4435	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金給付・窓口相談の担当なのでそれについて回答させていただきます。 ご高齢で再裁定・遡及しての支給をお待ちになっているお客様も多く「一体いつになったら振り込まれるのか？生きてるうちに支給されるのか？」とよく尋ねられ説明に苦慮しております。お客様の不安解消のため少しでも早く裁定処理がなされるよう一層の努力が必要だと感じています。 一度受理し進達したものの不備のため返戻となり申出書を再進達するケースも多く、確認すると重複期間(特に船保がある場合)の補正や厚年記録のカセットがすぐオープンできるようになる等、(進達する側の事前の準備の至らなさや確認モレもありますが)もっと臨機応変にどの部署・どの事務所でも対応できればもう少し速やかに処理できるのではないかとも思っています。 当然もう少し人員を確保し処理に人と時間を掛けることができればそれに越したことはないのですが…。	平成19年春頃に新聞等各メディアに取り上げられてからです。 『浮いた年金』については被保険者であれば請求時に確認すればそんなに大きな問題ではないと思っていましたが、国民年金の『消えた年金』については市町村も関係し本人自体も思い込みやあいまいであることも考えられるのではっきりと解決するのは難しいだろうと思います。 厚生年金の記録改ざんの問題については、事務所の人間も関係していたと知りそんなことがあったという事実に大きなショックを受けました。	年金受給者の『浮いた記録』については、本人も社名が思い出せなかったり、同僚や上司の名前を忘れてしまったりではきちんと統合ができず、本人特定できず'として処理してもいたしかたないと考えています。 でも以前に記録が確認できず無年金者となってしまった方々についてはもう一度何らかの対策が必要だと思います。
4436	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	記録があるべきだが見つからない人と元々記録がないであろう人の線引きを 明白にするべきと考えます。 特別便を回答するにあたって、制度に対する理解不足や明らかな記憶違いであろうと思われる申し出も多数あるため、今後定期便等により記録案内する際に制度紹介もあわせて行うなど検討するべきだと思います。	当初、平成9年に基礎年金番号が導入されて以降、本人より申し出がないと手番登録できないため、年金請求時に申し出がなければ記録統合できないくらいの認識でした。 マスコミ等の報道により年金記録問題を知りました。	基本的なことですが、通常業務における届書の入力誤りを発生させないように取り組んでいます。 この問題は、統台帳からWM化する際の氏名・生年月日・住所等の入力誤り、厚生年金記録の住所未管理が本人特定を妨げている大きな原因と考えます。 現在においても、厚生年金記録に関しては、事業主からの届出により住所(居住地)管理しており、国民年金の住所(住民票上の住所)管理と相違しているのも問題ではないでしょうか。
4437	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に知っていることはありません。	年金問題の解決には地道に1件づつつぶしていくしかないと思う。	被保険者が自分の記録を確認する方法がほとんどないことは問題だと思っていたので、何らかの方法でいつでも自分の記録を確認できる方法が必要だとは思っていた。	問題意識は持っていたが、特に提案できる機会もなく何もしなかった。自由に提案できる仕組みが必要だと思う。
4438	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に思い当たらない。	決定的な方法はないため、一つ一つの問題点を段階的に進める以外ないと思います。	50年以上永きにわたりに積み上げられた年金記録問題をこの数年で全て解決することは適用基準の問題や年金記録の管理、事業所の届出誤りや誤解、国民年金に当たっては市町村での納付記録管理や納付組織における問題や社会保険事務所自体の年金記録管理の更新時などの転記誤り等多岐にわたる複雑な問題が絡み合っており大変困難な問題であると認識しております。 具体的認識したのは平成18，9年ごろですが、問題が存在すると思われたのは社会保険に入って5,6年経過したころ位からこの問題があるのではないかと危惧するところがあったと思います。	被保険者や受給者の方話をよく聞き、どんなことがあったのか、どんなことが考えられるか説明をして確認方法について考え解決に努めるがあまりの数の多さや年金制度のが職員でも理解が難しく多くの年月が過ぎていることから安易に答えられない点が多く日々自己問答を繰り返しています。 将来的には全ての制度の記録を一元に管理して記録にあきが出ないようすることが一番の方法と思われます。 現時点では、考えられる方法を段階的に進め、重複的に記録確認を確認する以外方法は考えられません。
4439	地方庁	その他(社会保険事務所)		まだWMに反映されていない記録があるので、その整備が必要ではないかと考えます。 やみくもに記録を送りつけるのではなく、本人の申し出による回答が終了していない場合や記録の整備が終わっていない場合は送付をせず、回答や整備が終わってから送付してほしい。(不要な混乱を避けるため) TVやマスコミを使ってわかりやすく説明をすることが必要だと思います。ニュースを聞いていてもキャスター自身が内容をちゃんと理解しているのか疑問に思うことがあります。	平成9年に基礎年金番号が導入される前は複数の年金制度に加入したことのある方が複数の年金番号を持つというのが通常であったため、年金の請求時の確認が重要だったと思われるが、手作業の時期にあっては本人から申し出がない場合、記録にもれが生じることはあったと考えらます。 WMが導入された後も現在ほど記録(事業所名簿・国民年金台帳)の確認がスムーズにできなかったため、記録のもれはあったと考えらます。 過去の年金記録の管理がずさんであったことは認識していました。 平成9年に基礎年金番号が導入されたときに上記の分でかなりの問題が存在することを知りました。	年金手帳を数冊持っている方がいらっしゃる場合はなるべく基礎年金番号に登録するように対応しました。 基礎年金番号前に厚生年金加入者に対して住所記録を登録していなかったため、複数の年金番号を持っている方が同一人物かどうかという確認が難しくなっていると思います。 また、年金記録のバックアップをとっていなかったため、火災や水害で記録が確認できないケースが生じていることが挙げられます。
4440	地方庁	その他(社会保険事務所)	特別にはないです。 論点が違うと思いますが、しいていえば年金記録問題の回答がされていないものについて、どこの事務所からも、現在調査がどのようにされているのか現状がわかるような広域システムがあればと思います。 もしくは、事務所ごとの検索システムをどこの事務所でも見れるようなシステムがあるとよいのですが・・・。	特別にはないのですが、 WM上で見ることができるように、国年の画面の37画面の事跡のように簡単に確認できるか、基礎年番の050の「特別便情報照会」にて確認できるようになれば、使い勝手がよいと思います。	優先順位が一番の最優先課題であると捉えるよう説明を受けました。 21年4月より採用ですので、その頃です。 記録問題自体は平成19年から20年頃に新聞、テレビなど報道により知りました。	担当業務が終わった後に、時間がゆるす限り特別便の回答する時間に当てようと心がけましたが、窓口対応・担当業務に追われるなかでは、なかなかはかどらなかった気がします。 スキルアップにより年金知識の向上と、業務を段取りよくこなし、年金記録問題にも当てられる時間を増やし、スピードアップを図ることが課題であり目標です。
4441	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金記録で旧台帳で管理されていた記録がオンライン化されていないため(年金番号に収録されていない)、厚生年金被保険者番号が不明であったり職歴があいまいな場合、年金記録の検索ができない。	一日も早い旧台帳全記録の収録が必要であると思います。また、地方庁においても年金番号から旧台帳確認(健保・厚年080と同様に検索)が即時にできることにより、より年金記録の正確な管理および国民に対する質の高いサービスにつながると考えています。	年金記録問題が表面化する以前から、届出主義・戸籍関係の確認を要しない年金制度が、事業主の都合や被保険者の都合で好きなように利用されている面があると考えていました。雇用条件の年齢要件を満たすために年齢を偽ったり、前職を隠すために職歴を偽ったり、名前を偽ったりという事実があるという話を聞き及ぶにつき、年金制度のあり方が問われていると思います。	地方庁の窓口で事業所を指導する立場である私たちは、年金番号を複数所持することの不利益・将来にわたる年金記録漏れにつながる危険性について話をし正しい届出をするよう指導してきました。年金記録問題における問題点・反省点としては、年金記録整備が不十分な状態で見切り発車したことが年金制度への不信感を招き、再三不要と思われる通知を送付することにより、税金が無駄に使われているとの批判を招く結果になったと認識しています。
4442	地方庁	その他(社会保険事務所)				
4443	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない。	記録問題に誠実に取り組む。今後、記録問題が生じないような仕組みづくりを行う。	認識していなかった。 平成17か18年頃だったと思う。	来訪者の質問や照会事務に対して誠実に取り組んだ。 手管理からコンピューターへの切り替え事務。 度重なる年金制度の変更に伴う膨大な事務処理と周知不足。 市町村との連絡、連携の不足。
4444	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	ありません	わかりません	仕事に対して、誠意をもって忠実に前向きに取り組みたいと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4445	地方庁	社会保険事務所課長級以上	基礎年金番号の付番時に、年金手番の統合のため、基礎年金番後 通知書とともに記録確認の用紙がおくられ年金記録の整備が行われた が、そのことについてほとんどふれられていない。	通常業務に支障がでないように十分な人員を確保した上で 必要な人員を用意して集中して記録確認にあたる。	将来にむけて長期間かけてとりくまなければならない課題として 認識していました。 年金記録問題について本格的に意識したのは、平成9年の基礎年金 番号の導入時です。	なによりも間違えがないよう、慎重に記録確認をするように心がけ 記録の本人確認の大切さを常に意識していました。 記録問題について、本人の記録確認の大切さと必要性について の広報が不足しており、理解がなかなか得られないように感じた。
4446	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	現在おこなわれているように、窓口、電話での年金相談とWMを使った機械での解決にむけてのプログラムの修正などを続けていくことだと考えます。	国民全員が安心できる年金制度になるように、対応、仕事の努力を積み重ねて、年金記録問題解決にむけて、がんばっていかなければならないと、思いました。記録問題という言葉が報道されるようになって、特別便がはじまるくらいのときに認識しました。	事務所のときには、特別便の窓口当番や、電話での相談などを、年金記録問題解決にむけて、事務所の全員で対応していました。基礎年金番号を、一人ひとつのものとしたのが、遅かったのではないかとかんじます。WMの機械管理 もカナの名前、漢字の名前の検索方法や、昔の台帳の手書きのものの不確かさや、台風で無くなるなど、人為的なものとそうでないものもあわせ、将来を見据えた制度としての、管理が不十分であった部分はあると思います。
4447	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に知っていることはありません。	年金の再裁定等、所要時間を要している処理について、少しでも早く支給できる体制をとるなど待っているお客様に対しての対策も必要かと思います。	被保険者及び受給者の大切な年金ですので、不備な記録については早急に整備し、ご本人様の記録につなげるべきと認識しておりました。年金制度設立当時から機械化になるまでの間の紙台帳での管理部分について、氏名空欄の記録や生年月日のまるめ等、氏名索引不可能な記録の早急な整備が必要と認識しておりました。生年月日のまるめについては、年金記録問題が発生してから知りました。平成9年に基礎年金制度が発足しましたが、その当時の取り組みが足	氏名空欄の記録整備等、担当課に所属しておりましたので記録整備や年金相談者の対応等、相談者の立場に立って少しでも納得していただけるように対応しました。 平成9年当時から大々的に取り組んでいたと思います。
4448	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません		平成9年の基礎年金番号統合の際回答しない国民も多数いた時点でかなりの記録が将来今でいわれる宙に浮いている年金記録がかなりの数になると思い心配していた事は正直なところでしたその後も相談室においてお客様の氏名索引でも統合されていない別番号が数多くでてきた平成10年ごろと記憶しています	自ら危機感をもちながら上司等にこうしたらどうか自分ならこうするべきだと言う問題意識がかけていた事を強く反省しています
4449	地方庁	その他(社会保険事務局)			事実関係の確認を行い、優先して解決すべき問題と認識しています。 約3年程前に知りました。	正確な事務処理及び法令遵守を心がけています。 反省点として、事務処理を行う上で問題意識が足りなかったと思います。
4450	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	まだまだ、年金記録問題は他人事と思っている人がおり、各種通知の未回答者が多く、なかなか早期解決とならないため、更なる広報や情報提供等を行い、未回答者数の減少に力を入れるべきと考えます。国民の皆様の協力なしでは、早期解決は困難です。	過去の年金記録がない方がいるとは思っていませんでした。すべてオンラインやマイクロに収録されていると思っていました。 今回の年金問題の報道等で初めて知りました。	過去のこととはいえ、社会保険の職員として、国民の皆様からの照会等には、誠心誠意の対応をしてきました。 年金記録問題は、長い年月の間に制度改正や紙台帳からオンラインへや基礎年金番号などいろいろな要因があり、その都度、国民の皆様の大事な年金記録であるという認識が不足しており、確認作業や広報などが不足していたことが反省点だと思います。このような点を更に改善し、国民の皆様の信頼を一日でも早く回復するよう努力していくべきだと考えます。
4451	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	1件、1件確実に解決していくより他にないと思います。年金知識に長けたOBの方のご協力は不可欠ではないかと考えます。	基礎年金番号に統合されていない手帳番号をお持ちの方の事案であると考えていました。年金特別便が発送されたころに重大な問題であることを認識しました。	1件、1件確実に解決するより他にないと思います。年金制度発足時から1人1番号を徹底すべきだったと思います。
4452	地方庁	その他(社会保険事務局)		ねんきん特別便、定期便について「間違いがある」との回答があった方に対する早急な調査結果案内。また、記録が判明しなかった方への細かい聞き取り調査。	平成19年に国民年金課に異動になり記録の統合処理をするようになった時に、未統合記録が多くあることを知りました。記録が漏れたまま本来の年金額より低い年金を受給している方もいると思うとこのままで大丈夫なのだろうかと不安に思いました。	国民年金保険料に関する窓口相談の際には、積極的に年金記録をお渡しし誤りがないか確認してもらうようにしました。年金記録問題についての反省点として基礎年金番号制度が開始してから今まで積極的な年金記録案内をせずに今まで放置していたことが組織として一番反省すべき
4453	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在、行っている旧台帳との突合と受給者、被保険者に対する確認行為を徹底的に実施するしかないと思います。 期間調査の回答、再裁定処理の短縮を図るには定員増と職員の専門知識の向上が必要と思います。	オンライン以前は、被保険者が年金手帳を事業所へ提出しないと、年金番号が確認できず、複数の年金手帳が発行されてしまいました。 国民年金番号と厚生年金番号が別払い出しだったことも問題ではと思いました。 基礎年金番号が発足した時に統合されていない年金番号の多さを認識しました。	基礎年金番号と手番の統合に努力しましたが、期間調査に時間がかかったり、被保険者の記憶がはっきりしないこともあり、なかなか進まなかったようでした。 被保険者に対し、事業所名を提示し、確認できていたら、より多くの統合ができたのでは思われます。
4454	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	年金記録問題に対応できる年金に関する知識がある職員の数を増やす。	年金給付課に初めて配属になったとき、登録されていない記録が多いことに気付きました。基礎年金番号導入時に、もっと積極的に広報等を行っていれば良かったと思います。	現在、相談室に配属されているので、相談に来た方は配偶者を含めて、登録漏れの記録がないか、三号の提出漏れがないか、記録問題以外で来所された方についても、調査を行っております。 年金の請求するときに登録すれば記録漏れはないから、不利益はないと考えていたのではないでしょうか。また、今は他社会保険事務所の名簿も検索できるし、登録されていない記録の整備も進んでいますが、もっと早く今のような体制があれば、請求時に漏れが少なかったと思います。
4455	地方庁	社会保険事務所課長級以上	今までに経験した事例であるが、何らかの家庭(本人)の事情等により名前も生年月日も変え別人になりすまし厚生年金に加入し、年金請求時等に事実が明らかになった例が数件あった。また、厚生年金発足当時は事業所も従業員もルーズな面があり、ペンネーム・芸名にて加入しているケース。自分の姓名が嫌いなどの理由にて違う名前を名乗り加入しているケースが多々あった。当然、女性などは企業における求人の年齢条件の関係で実際より若い生年月日にて加入しているケースも数多くあった。小規模の事業所に多いケースであるが、年金の受給資格を得るために雇用(使用)関係のない家族等を加入させている例もあった。孫ではあるが、「私はこれ以上の年金の支給はいらないので他の厚生年金期間については辞退します。」「配偶者に内緒で会社に勤めていたので知られると暴力を振るわれるのでかまわないでほしい。」等のケースもあった。	ひとつひとつ地道に処理を進めていくしかないと思われるが、現時点においては多くの中堅、ベテラン職員が退職してしまい、素人同然の賃職、謝金、派遣職員等に頼らなくてはいけない現状であり、事務処理について教育する時間もないまま綱渡り的に処理を進めている現状である。とにかく今足りないのはマンパワーである。 当事務所では担当職員が他の業務も兼務しているため、賃職、派遣職員等の中からリーダー的存在をつくり、その者から新しく入った派遣職員等に対して業務処理等の教育を行わせるようにしている。 年金問題の解決にあたってはひとりひとりの職員がお客様に対し、年金記録の回復という使命感を持ち、全力で業務処理あたらなくてはいけないと思う。 早く解決させる方策としては乱暴ではあるが、超法規をもって一律に年金記録	基礎年金番号導入時(平成9年)に複数の年金手帳を持ちながら統合しない被保険者等が数多くいることは承知していた。その当時は、再就職時、退職したあとの国民年金加入時、または年金請求時に記録統合をするということが通常の処理の方法であったので、昨今のような問題に発展するとは考えていなかった。	来訪者等の記録照会等については全所体制にて懸切丁寧に対応にあたりお客様への信頼回復に努めてきたつもりであるが、マスコミ等の報道が過熱しすぎ事実と違う誤った報道も数多くあり、今現在でも国民の社会保険庁への不信感は強い。確かに記録統合については、年金受給時に行えば良いという意識があり、それは反省しなくてはならないが、他の省庁はマスコミが誤った報道を行った時点ですぐに反論等を行っていたが、厚労省、社会保険庁については反論の機会が与えられなかったのが残念であった。
4456	地方庁	社会保険事務所課長級以上		ひとつひとつ地道に記録を調査していく以外にないので、今の体制プラスOB職員をもっと動員するなどしかないと思います。 年金機構に採用されなかった職員の活用など、もう少し柔軟に考えられないものかと思います。	年金相談(請求)時には以前から各個人から記録補正の依頼や期間照会等があったわけですから、その時点で最終的には年金記録が整備されるものと思っておりました。 また、年金制度発足時からコンピュータ管理ならいざ知らず、紙台帳から始まっているわけですから、被保険者全員分の年金記録を100%整備するのは(時代背景的にも)困難だったと思わ	(8)の回答のような認識が間違っているという判断になったと思いますので、ひとつひとつ地道に記録を調査していく以外に、信頼を回復できる道はないと思いました。
4457	地方庁	その他(社会保険事務所)	よくわかりません。	記録判明により年金額が下がる人については、現行の年金額を保障することが望ましい。 死亡又は施設入所等により本人から聞取り不能の場合、家族からの聞き取りによっても確認できない場合は、個人情報の問題もあり難しいと思いますが、同僚等からの聞取りにより記録の確認がとれる体制をとって欲しい。	基礎年金番号制度ができた際に統合できなかった手帳番号については、年金請求時に確認のうえ、記録を一本化すればよいものと思っていましたので、緊急な課題とは思っていませんでした。ただ、現在年金受給者についても、予想以上の統合されていない記録があることで、緊急に対応すべき問題と認識しました。 平成16年からこちらにお世話になりましたが、国民年金担当課に配属になり、その時点から、統合されていない記録があることは把握しておりました。	ねんきん特別便及び定期便については、積極的に窓口応対、戸別訪問、電話照会等を行ってきました。苦情等については、お客様の言い分を全て聞いたうえで、今後更なる苦情・不満等生じないよう努めてきました。 マイクロの台帳とWM上の記録の相違が散見されることから、チェック体制の甘さが反省点と思います。二重、三重の確認がいかに重要かあらためて考え直しました。
4458	地方庁	社会保険事務所長	すべて公表されていると思います。	年金記録問題を事務所から切り離して、集約場所で集中的に取り組むことが必要だと思います。 事務所では、人も減り、調査のスキルを持つた職員が少なくなっている現状があり、いつまでも職員が対応していては、他の業務が滞ってしまうことが一点、また各事務所とも管理方法、調べ方(どこまで掘り下げて調べているか)が相違していることは、今後解明してゆくに当たって第2の問題となることを懸念します。	5000万件の宙に浮いた年金記録が公表されるまで、知りませんでした。	コンピュータがない時代は、紙で管理するしかなかったものの、重要な記録であることの認識が足りなかったこと、また膨大な記録の管理の方法を反省しなければならないと思います。
4459	地方庁	社会保険事務所課長級以上	国民年金制度における不在者や納付書未送達者を事務所独自で抽出できず、直近の対象者を適宜把握することができない点。 対象者の現況確認を一定の間隔で行うことができない。	定期的な現況確認を実施しやすくするため、収納支援システムで適宜抽出できるようプログラム変更を行う。	個人で複数持っている厚年・国年番号は年金受給の相談時に本人からの履歴聴取等確認を十分に行い、順次統合処理を進めていけば整理できるものと考えていた。 年金記録問題の報道等で紙台帳の電算化の不備等を知った。	窓口応対時等、本人と接触し他手番がが判明した場合には年金番号の統合処理をするよう心がけてきた。 一方で、組織だった重複番号の統合処理は行われてこなかったし、資格取得時に他手番の確認をなおざりに新規付番したような事案を見かけることも少なくなかった。 社会保険庁の取組不足と事務所での全国的な認識不足が反省点として挙げられると思う。
4460	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	ねんきん特別便等の記録照会に対し、できるだけ迅速に調査し回答することが必要ですが、そのためにはこれまでの度重なる法律改正や事務処理の変遷を熟知した職員が必要だと思います。正規職員の欠員(退職者の後補充がされていないため)が多く、日常業務と記録問題への対応を平行して進めるには限界があると思います。賃金職員や派遣職員への指導も大変な労力を要します。ぜひ、人的な配置をお願いしたいと思います。	基礎年金番号導入時に、厚生年金のカセット記録も速やかに補正・オープンし、記録統合を進めるべきだったのではないでしょうか。資格照会を受けても「記録該当なし」の回答に、今回再調査依頼が多く寄せられていると思います。また、今となっては、すでに亡くなられている方や、高齢になって記憶がはっきりしない方が多いことが、問題解決が長引くひとつの要因であることは否めないと思います。 また、国民年金については、すべての紙台帳がマイクロ化されなかったことにより、個人照会に	現段階で調べられる資料により、できる限り正確に調査し、一人でも多くの人に早急に回答する努力をしております。
4461	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	年金記録問題の解決に向け、職員が一丸となって取り組みを進めるほかありません。国民からの非常に厳しい批判の中での日々の業務となっており、一刻も早く、この状況から抜け出すためにも、とにかく早期解決が重要です。	職員個々の問題というより、年金記録管理の方法や仕組みに問題があったと認識しております。	(8)に記載の問題点について認識がありながら、日々の業務に追われ、どのように改善すべきか等の検討ができない状況でした。
4462	地方庁	その他(社会保険事務所)	私は、奉職以来、記録漏れを減らす仕事をしてきました。今回の問題は、たいへん心外です。	これまでの方法でいいのではないですか。	根本的に、年金番号が、ひとりに複数あることをゆるしてきたことが、問題。事業所も被保険者もそれでいいとしてきた。どちらにも責任がある。資格取得届を提出するとき、事業所側はとにかく保険証が発行されればよいという態度であった。適用課の昭和60年に問題を認識した。	はやく期間照会をして年金記録を統合するよう指導した。事業所、被保険者の協力がないことが多かった。社保側の責任ばかり問うのはおかしい。この点について、広報活動をすべきであった。国民の協力を呼びかける広報をすべきであった。
4463	地方庁	社会保険事務所課長級以上		WMに登録されていない旧台帳記録を早急にWMに登録すること。	基礎年金番号に登録されていない被保険者分の年金手帳番号があることは、認識していたが、その他の問題(WMに登録されていない旧台帳の記録があること等)については認識していなかった。	被保険者分の未統合記録については、年金請求までに統合すれば、問題ないと考えていた。しかしながら、誰もが年金手帳を保管しているわけではない事及び、記憶が薄れていくこと等により必ずしも本人の基礎年金番号に登録されずに残ってしまっていること。 保険者として年金記録を適正に管理する義務があるにもかかわらず、結果としてずさんな管理になっていたことを強く反省しました。 今後は保険者として、年金記録を適正に管理するという強い意識もちながら業務推進していくことが必要であると痛感しています。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4464	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	年金機構になりようやく年金記録課が設置されますが、そこに人員を投入して早期解決を図るしかないと思います。 今までのような限られた人員で通常業務と年金記録対応の両立は、物理的に無理であった。	基礎年金番号導入後、未統合記録疑重複調査等の照会未回答者へのフォローアップ不足、年金裁定時への問題の先送り。	社会保険庁の未統合記録に係る数値資料等の公開不足。
4465	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	年金記録問題については、国民の方々の声を真摯に受け取り 国民の方々の立場に立った方策を思案する必要があると思います。	複数の手番を所有する被保険者に対して、自分の記録を確認してもらう機会が少なかったのが問題だと思いました。 平成19年頃に顕知りました。	特別便・定期便の問い合わせ等、お客様の立場に立って丁寧に対応しました。 反省点としてはもっと早い時期に定期便のような制度があればいいと思いました。
4466	地方庁	その他(社会保険事務所)		地道に前進し、一個づつ解決していくしかないと考えます。ただ時間はかかるため解決完了の期限をあまり早く設定すると、政治の問題になるため現実的な作業をかんがえて計画的に取り組むべきとかんがえます。	5000万件と聞いたときは、びっくりしました。すでに亡くなっている人もいるし、精神病等で過去の記録をおもいだせず5000万件すべてを解決するのは不可能にちかいが、できるだけ努力し解決しなければならないと思いました。時期についてはおぼえてはいません。	できるだけ努力し解決しなければならないと思い窓口、電話等の対応、残業で登録処理表を入力しました。国民年金、厚生年金、船員保険、共済等の制度の見直し遅延のため。
4467	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありませんん	解決のためには、現在行っているように、現存しているあらゆる資料やデータをもとに地道に確認作業を進めていく方法しかないと思います。	知ったのは新聞やテレビで報道されるようになった頃で、はっきりは憶えていませんが3、4年前くらいだとおもいます。 年金記録は、特に老齢年金の場合は長い老後の生活の資金として重要なので注目されるのはもちろんだと感じていました。以前、期間調査を担当した時、手番のままの記録が結構あったので、未統合手番については調査をすれば、基礎番にかなり統合できるかもしれないと思ったこと	年金特別便などで電話や窓口で相談を受けたときには、あいまいな記憶による申し出であっても調査の際の手がかりになりそうなことを少しでもききだすように心がけていました。 反省点として挙げられると思うのは、年金記録についての総確認の作業の重要性を認識した人はいても行動にうつした人がいなかった点だと思います。
4468	地方庁	その他(社会保険事務所)		良い考えが思い浮かばないが、時間とお金をかけてでも、定期便の送付や記録の調査を徹底して地道に行っていくしかないと思う。	年金記録問題がニュース等で大々的に取り上げられるようになった平成19年から存在を知った。そもそも、統合されていない記録があることはもちろん知っていたが、平成9年の基礎年金番号制導入時に単純に統合から漏れた記録が残っている程度で、すぐに記録を整理できるものと思っていた。	根本的に今までの年金制度自体と、職員の対応・処理に反省すべき点があると考えられる。
4469	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	存じ上げません。	謝金・賃金だけでなく、職員の増。 記録審査に関しては、来年以降も人員は必要であると思う。 ある程度、知識を持った職員でないと処理できない案件が数多くあるため。	制度設計にも問題点があると思うし、記録管理の手法についても万全でなかった。職員の認識も甘かったと思う。	現時点でできることをコツコツ積み上げていくしかないと思う。 手番管理され基番統合されていない状況をマスコミ報道のおかげで、消えた記録、浮いた記録とお客様から非難されることについては、誠実に対応するとして、マスコミを上手に利用して、全国民が年金制度を理解し、結集するような前向きな報道をするよう報道機関とタイアップできれば有難いと思う。
4470	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません。	職員一丸となって、真剣に取り組むしかないと思います。処理件数、処理期限を定め未処理件数を減らす。	認識していませんでした。	当所は深く意識しなかったのがこの問題を大きくしたと思います。
4471	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録問題に対処する人員の確保。 ただし、単に人員を増やすだけでなく、年金の長い歴史や記録の管理の過程についての研修や時間をかけて数をこなしていく経験が必要とおもわれます。素人の数だけを増やしても、問題がたらい回しにされるだけで、かえって非効率になってしまうからです。	記録管理のずさんさが引き起こした問題だと認識しています。 「当時はこういう処理が当たり前だった」という先輩の言葉を幾度が聞いたことがありますが、この「当たり前」という考えの持ち方が間違っているとおもいます。 私が採用されたのは平成18年で、そのときからすでに世間的にも認識されつつあったので知っていました。	特に気をつけたのは、当たり前ですが、現在の年金記録にあたるときに絶対にミスを起こさないよう細心の注意を払うことです。 いくら過去の記録が解明されていったとしても、現時点での加入手続等を怠れば、また同じ問題は繰り返します。窓口対応時もなるべくこれまでの記録とこれからの手続きについて合わせて説明し、できればお客様のほうからもご自身の記録を定期的に確認いただくように声掛けするよう努めています。 現時点でみた場合の反省点は、「特別便」の処理が完了していないのに、「定期便」を発送したことだと考えます。 まずは特別便で回答をいただいた方の処理を完結し、それから現役世代の方に定期便を送るという流れでもよかったのではないでしょうか。ひとつひとつ着実にやっていくことが大事だとおもいます。
4472	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	(6)について知らないため、ありません。	年金記録問題については、社会保険職員を総動員して早急に対応しなくてはならない問題と認識しています。 生年月日詐称による厚生年金の取得、社会保険職員や市区町村役場の職員による保険料の横領、国民健康保険料の納入を国民年金保険料の納入と間違われてるお客様、旧台帳からマイクロへの記録等移管時の誤りやオンライン移管時の誤りなど、お客様の記憶と年金記録の相違について、いろいろなケースがあり、過去から何十年と積もってきたものを短時間で解決できる問題ではないと考えています。	年金記録問題についての反省点としては、年金制度としての問題点(基礎年金番号導入以前の年金制度単位で年金番号が存在していたこと、重複による複数の年金番号が取得できたこと等)、記録が整備される前にねんきん特別便を送付したこと、行政の対応の遅さが考えられます。
4473	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	時間をかけてでも1件ずつ確認していく以外方法はないと思います。期限にこだわるあまり性急な対応をとると、更なる問題や誤りを引き起こしかねません。	年金記録問題の存在を知ったのは、マスコミやニュース等で世間が騒がれていた平成18年ごろだと いわゆる5000万件の記録が未統合であることが、年金記録問題ならば、平成9年の基礎年金番号発足時から未統合記録があることは認識していました。 庁の指示は本人確認できない手番は統合しないという事でしたので、それが問題であるとは考えていませんでした。	現状でも本人死亡、行方不明、連絡不可、連絡がとれても当時の記憶が定かでない、または理解を得られず回答をいただけないなど、一定数の未統合手番は必ず残ります。可能な限りの本人との接触をはかりますが、それでも解決できない記録についてどう決着させるのか、はっきりさせて欲しいです。現場ではいつも悩みます。 また謝金職員など経験が浅く、定型的な仕事しかこなせない職員ばかりで、ベテラン職員が少ないため、込み入った案件が解決できずに時間ばかりかかる状態です。経験のある職員を被保険者を多く抱える地域に投入してほしいです。
4474	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	(6)が特にないため、回答なし。	私が採用されたのは、基礎年金番号導入直後の平成9年4月ですが、手番で残っている(いわゆる宙に浮いた)記録については、年金請求時までに整備出来れば、年金の給付は正当に行われると考え、業務にあたっていました。 名寄せによるご本人への記録照会も生まれ年順に毎年度行われていましたし、定期便の送付による記録確認も計画されていると聞いていたので、記録の整備も進んでいくという認識でした。 年金記録については、当然きっちり管理されているものと考えていましたが、例えばオンライン上に収録されず紙台帳のまま倉庫に眠っているものがあるといった報道により、日々の業務で確認できる年金記録が完全なものでないと知りました。	「消えた年金」問題はあっという間に大きな問題になりましたので、社会保険庁の組織の一員として、また国民全体への奉仕者という責務から、記録問題の解決のための業務(24時間の電話センターへの派遣、ねんきんダイヤルの夜間延長対応、特別便窓口)にとにかく積極的に参画することが現場で出来る最善の対応と考え、業務にあたっています。 ただ、記録問題の詳細をお客様にお伝えしきれず、不安の解消・信頼回復につながっていないのは反省点ですし、これからの課題だと思います。
4475	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上		全被保険者台帳(紙台帳)とオンライン記録の突合せを行い、オンライン記録を今確認できるすべてのものと確認をしたうえで、再度ねんきん特別便を行う方法しかないと思う。その後のねんきん記録問題の相談においては、年金給付相談知識があり、経験年数のあるものを専門班としてあたるのが最良の方法と思われる。また、国民の理解を得るためにも、発足時からの記録保存状態及び記録問題が起きた原因等を国民に広く情報公開して時間を要することを説明し国民の理解を得ることが大切と思う。 今回の発生のほとんどが高齢者であり記憶部分が不確かであり、また、当庁の保存記録も不鮮明な部分が多く解決はほぼ難しいと思う。法基づき仕事するものとしては、納得できないが、有る早期解決を図るためには、やはり、年金の知識や経験が豊富な人員を増やすことが不可欠だと思います。	業務課にて期間調査に係る担当していた頃(10年くらい)に、オンライン記録に登録されていない、紙台帳記録があることを知ったが、当時は、その件数も多くなく、本人の年金請求時や期間調査申出等により判明することであり、そんなに大きな問題とは捉えていなかった。また、業務量が多かったため、今ある仕事をこなすことに精一杯の部分もある。しかしながらこれだけ多くの色々な記録問題を見ると今は大きな問題だったと認識している。	私は、経験と知識があるので分かり易い言葉を使いながら出来るかぎり申し立てた本人の記録を発見できる努力をした。しかしながら、相談を受ける側の体制整備が出来ていない状況でねんきん特別便を実施したことが今も処理が進まない状況を生み出していると思う。特に、経験、知識の少ない者も相談にあたらなければならない状況(全職員であたる状況)になったことが大きな反省点と思われる。この問題の解決には、特に経験部分は重要視され、年金給付自体の知識も併せて有していないと解決できない問題だったと思う。後は、記録問題の発生が高齢者に多いことより、その対策が不十分だったと思われる。
4476	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に存じません。		年金については、いろいろな問題が生じていますが、これらの問題があるということを具体的に知ったのは、新聞などで報道されてからです。 それからは、被保険者や年金受給者にとって、重大な問題であると認識していました。	年金の記録漏れについては、以前は今のように年金に対する意識が高くなかったので、一人でいくつもの年金番号を持っていたりすることは珍しいことではなく、年金の請求の時に記録が統合されるだろうというような認識の甘さがあったのかもしれません。 ところが、実際には、年金手帳を失くしてしまったり、何十年も前のことなので、ご本人の記憶も曖昧だったりで、このような問題が生じてしまったのだと思います。 これを踏まえて、できるだけ、被保険者や年金受給者の立場に立って対応するように、自分なりに心がけてきたつもりです。
4477	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	すべての記録をオンラインでわかるようにしてください。	氏名が違う読み方で入っていたり、国民年金の納付記録が抜けている場合があるのは、就職して1年ぐらいのうちに知りました。	漢字氏名から想像できる読み方で氏名検索し、またマイクロ確認をしてできるだけ記録が判明するようにしていました。他事務所のマイクロ確認ができるようになるのが遅かったこと、オンライン登録されていない記録が多数存在していたことを大多数の職員すら知らなかったことが問題で
4478	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	すばやい対応ができるよう、記録問題に取り組む間は十分な人員が必要だと思います。 特別便の回答がない方は年金にまったく興味がなかったり、高齢により相談が困難な方が多いと思いますので、電話・訪問等で一人一人対応していくしかないのではないかと思います。	記録の管理の仕方が不十分だったことが一番の原因だと思います。(カセットオープンしていないものなどの氏名索引ではでてこない記録があることや、本人の記憶にたよるしかないことに気きました。) 年金担当になってから認識しました。	記録についての相談を受ける際は、調査をしてみなければ記録の有無ははっきりと回答できないことを説明し、調査依頼を受付するようにしました。 ねんきん特別便を送付する前の、記録が不備なものについての整備が不十分だったように感じます。今後、記録問題に取り組んでいくうえでも、記録の整備が最優先だと思います。
4479	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	まず、作業する場所を確保し、それから人を置い、、人数分のWMを設置し、しっかりとした研修を実施してから、本来業務をする職員とは別に専門に対応する。	年金記録問題は基礎年金番号ができた平成9年以前はやむをえない部分もあると思う。しかし、20年くらい前に、自分の18歳の時の厚生年金記録に名前が入っていない状態であることが判明した際、自分の記録がそうなのだから、かなりの確立で不備な記録があるだろうとは思ったが、最終的に年金を請求する際に問題は解決するものと思っていた。	(8)の問題を認識した時、全体の問題なのだから、社会保険庁が対応策を考えるだろうと思っていた。現時点で反省するならば、問題を認識した時、問題提起し、対応を求めていたらもっと早く年金記録問題が解消していたかも知れない。
4480	地方庁	社会保険事務所課長級以上	1. 本庁で管理し記録がオンラインで表示されないカセット記録がある。 2. 昭和61年3月までの記録で、共済組合員が退職した月までは共済組合員の期間となり、退職した翌日に国民年金に加入して保険料を納付又は免除になった期間も国民年金期間となり、共済組合加入期間と国民年金期間が重複する期間がある。 《例》 日本国有鉄道を昭和60年11月15日退職した場合、JR共済組合員期間は昭和60年11月までとなり、国民年金が昭和60年11月16日から加入し納付又は免除されていた場合に国民年金加入期間が昭和60年11月からとなる。 しかし、ねんきん特別便で共済組合加入期間が昭和60年11月までとなることにより国民年金資格取得年月日が昭和60年12月1日に訂正され、共済年金が旧法の場合、国民年金資格訂正により返納金が発生している。	もともと別々の制度により手帳記号番号を交付し記録管理と給付を行っていたものを、基礎年金番号を導入とした後に今回の記録整備をしたことにより遡ってさまざまな不整合が発生することから、不利益が生じない年金特例法の改正が必要であると思われる。 一つを認めると別の不合理が発生する場合は、記録整備を優先に行い返納については求めないなどの対策。	1. 国民年金の納付記録がオンラインと市町村の記録が未納で、本人が手帳又は領収書があり納付している事例が平成16年6月ころ判明した。 2. 昭和52年2月に健康保険・厚生年金保険の適用課に配属になったとき、資格取得届に年金手帳記号運番号記載し年金手帳又は年金手帳再交付申請書を添付する事になっていたが、被保険者は健康保険証が直ぐに必要なため、過去に厚生年金に加入していなかったとして新たな年金手帳の交付を受けていた。また、事業所も本人がなかなか年金手帳を持ってこないため、厚生年金加入なしとして届けていたケースがあった。 健康保険と厚生年金保険の届が同時の弊害であったと思われる。 3. 厚生年金保険の記録にフリカナ氏名が付けられたのは、昭和54年に行ったものであり、それ以前に退職した被保険者の記録にフリカナ氏名をつける作業がなかった。 4. 国民年金台帳をマイクロフィルム化するとき、全ての台帳を行うよう意見を出したが予算がないとして一部の台帳のみマイクロフィルム化した。 5. 国民年金事務が国の事務として平成14年から変更になったとき、市町村の名簿(台帳)を破棄してもよいと本庁から市町村へ回答されていた。	上記の 1については、納付の否定が出来ないため納付として認め、記録を訂正した。 2は事業所の担当者に説明し確認を依頼した。 しかし、基礎年金番号の住所管理が住民票のあるところと、本人が住んでいる居所のどちらでもよいとなっている事から、基礎年金番号が2つ払い出される恐れがある。 3は意見を言う場がなかった。 4・5については意見を出したが上記のとおりであった。 A. 現場に意見を聞き真摯に受け止める必要がある。 B. 年金記録は戸籍と同じような管理が求められる。 C. 記録の管理は本庁がしっかりとすること。 D. 現場は今処理している記録が数十年後に影響を与えることを認識して事務を行うこと。 また、職員に認識させ年金記録に関する研修を行うこと。過去に年金記録の重要性についての研修は一度もおこなわれた形跡がない。 E. 届書等の入力及びチェックを民間で主流のダブル入力へ切替が必要と思われる。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4481	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	現在の対応を続けていくほかないと思います。	オンライン上で氏名・生年月日等が入っていない記録があることを認識していました。平成12年頃に知ったと思います。	特に何もできませんでした。個人でそのような記録を抽出することも無理でした。 年金記録の問題点は、社会保険庁の姿勢として、年金の裁定請求時に本人の申出により記録を統合するとしていたことで、年金相談等の際も、本人らしき記録が見つかっても、事業所名などをこちらからしゃべることができず、本人の記録を確認するのに大変手間がかかっていました。 現在、年金記録問題に多くの人手がかかっているように、この問題の解決については、個々人の努力云々のレベルではなく、これまで組織として積極的な対応が欠けていたというのが反省点だと思います。
4482	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	徹底した調査・確認	任用職員なのでわかりません。	チェック体制のあまさ。
4483	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	今でている一般的な年金問題(記録の確認)に対しては、集中的に人を増やして、いっきに進めたほうが良いと思います。 通常業務をしながら、進めるには、限りがあると思います。	年金番号を複数、もっているために結果として忘れ去られてしまっている記録。 制度として、基礎年金番号が作られる前は、厚生年金番号、国民年金番号、船員保険番号がすべて違うので、統合していない記録があることは、知っていました。ただ、年金の請求のときに、ひとつにまとめるのだからいいのだという説明であったと思います。 このごろの特別便のあと、すでに年金を受給されている方のあまりにも多い記録もれにびっくりしました。	昔、まだ全然今のような事態になっていないころ、相談室の請求書受付業務で、請求者の配偶者の統合されていない手帳番号を積極的に記入し、(少しでもわかるときに、ひとつにまとめておいたほうが、良いと思ったので)年金給付課にまわしたところ、統合は、請求者の分しかしないといわれたことがあります。 その頃、相談室では、統合とかの処理は、入力できないし、なぜだろうと思いながらも、そういうものなのかと思ってしまいました。 そもそも、年金はとても大切なものであるのに、かけていただいている方にたいしてのPRが、非常に不十分で、だからこそ、このような問題が起きたと思います。 基礎年金番号ができた折、基礎年金番号通知の脇に「これ以外に番号をお持ちのかたは、送付してください」というハガキがありましたが、通知を事業所経由で送った場合、その通知がその時点で、本人の目にふれたかは、疑問ですし、そもそも他の番号を書いてくださいという書式でもなく、それを出せば、あとでお問い合わせの通知が出ると聞いておりましたが、実際にどういう形で、そのあとフォローしているか、よくわかりませんでした。 これもよく言われることですが、年金は請求しないとでない。では、厚生年金はいつ支給されるのか、積極的にお知らせしていたのだろうか。厚生年金は、60歳から支給される。人づてに聞いてなんとなくみんなしっているけれど、本当に知らない人もいらっしゃいます。制度創設当時は、いまのような媒体もないので、事業所に通知を出して、お知らせもしかたないでしょうが、もっと早くにPRの方法を考えるべきだったと思います。
4484	地方庁	社会保険事務所課長級以上	これまでの報道以上のことは知りません。	年金の記録問題は、日本だけでなく年金制度のある国においては多少なりとも発生しているのではないかと思います。その解決方法を参考にして、よいものがあれば、マスコミにリークしてその国ではこうして解決を図ったと宣伝をしたらよいのではないかと思います。	基礎年金番号の導入時にたくさんの未統合の記録があることを知ったが、年金請求時に統合するという考えであるような雰囲気だったように思います。問題があるとそのころ思った。	やはり問題になったと思った。基礎年金番号は社会保障番号にしなければならないと思います。省益のこだわりや縦割り行政がなければ、またもっと有機的に連絡できれば、このような問題は本来発生しなかったように思います。
4485	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	年金特別便、年金定期便の照会を元に年金受給者や被保険者が、少しでも年金資格期間に疑問があれば、記録を確認し、地道に記録整備を進める。 情報についてはできる限り、公表する。 今後は、事業主からの届出については、特に厳格に対応し、事業所に対する調査を強化する。 お客様の年金記録は、個人の重要な権利であると職員一人ひとりが、再認識する。	年金記録問題として、問題になってからは、社会保険行政の根源を揺るがす重大な問題と認識していた。 古い年金記録が完全に整備されていないことは、社会保険事務所に入って年金記録の業務にかかわるようになった昭和60年ころから、うすうす感じていた。 それが、このような重大な問題と知ったのは、マスコミに報道されるようになった平成18年ころです。	整備されていない記録や判明していないについての調査を早急に進めようとした。また、社会保険事務所や市町村にに記録のない事例については、社会保険事務所では対応できなかったため第三者委員会に申し立てることを、積極的に勧めた。 社会保険庁にオンラインシステムが導入されてコンピューターに入力されていない記録があることが判明した段階でもっと早く対応していればよかった。 年金の裁定請求は、個人の申告制を取っており、職員に個人の年金記録に対する重要性の認識が足りなかったのかもしれない。
4486	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません		まじめに年金をかけてきてそれが本来受け取る年金額に反映されないこのような方がたくさんいる状況を作ってしまった組織また管理体制、政治的決断の遅さに問題があると思います。 基礎年金番号制導入時に正しておくべきことであったと思いますが、このまま問題が埋もれたままであるよりも今回明らかになって解明に向けて前進していることはよい事であると思います。 テレビで厚生年金に加入しているのに現在の年金額に繁栄されていない方の報道がドキュメンタリーとして流れていました、このことにより初めて知りました、入職前の平成18年ぐらいのことです。	在職して経験の浅い職員ですが自分が持っている知識とできる範囲の限り可能なことをしてきました。 この問題の反省点は、記録問題に取り組もうとした時点で必要人員を確保・教育作業に当てるべきであったと思います、私が入職してから臨時職員が増えていきましたが、はじめからより多い人数で作業していれば現時点でもっと未処理件数が減っていたと思います。 また職員の知識向上に今後も力を入れるべきだと思います、職員ごとに知識の差があるのでこの差を埋めるよう研修をすべきであると思います。 またやはり制度が長年の時間経過により段々複雑化した事で、処理が複雑になり再裁定についても届書が1枚不足しているせいで処理が滞まないなどの障害がおきていると思います。難しい
4487	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	当方で、記録漏れ等の対象者を特定できない以上、これまでどおり該当しそうな方に案内をお出しして、申し出を待つ方法しかないと思います。 また、地方自治体の協力を得るには、総務省との連名通知であれば、100%近く協力を得ることができると思います。	基礎年金に統合されていない手書記録があるのは当たり前で、当該記録は、マイクロフィルムまたは旧名簿等を探せば必ず出てくるものと思っていました。 国年は市町村記録と突合せを行っており、また、納付したにもかかわらず、事務処理誤りで未納となった方に、未納の案内が届けば、何らかの反応がある。厚年は保険料の告知を行った時点で事業主が保険料額の点検を行っているので、誤りがないものと思っていました。 問題を認識したのは、平成19年に、未納となっている期間の国年保険料領収書をお客様が持参された際であり、金融機関等から市町村に領収書が届かない場合は、記録の漏れが発生すること認識した。	年金相談の際には、お客様と加入記録の点検を十分に行うようにしました。 特に、20才前は厚年に加入できないと思い込んでいるお客様や、短期間雇用の場合は厚年に加入できないと思っているお客様が多いので注意しました。 年金の記録は、氏名・生年月日・性別がキーとなっているため、本人特定が難しい。住基ネットと一体化すべきと思います。
4488	地方庁	その他(社会保険事務所)	公表されている事象以外は存じません。 ただし、未統合5000万件の記録の中に過去及び現在日本に在住している外国人が相当数含まれているものと考えられます。申請された氏名が力ナ登録されていますが、通称名の人、氏名が長い人、姓と名の区分けのできない被保険者等おり、未統合のままのとなる可能性があります。中には受給権発生せず、また外国人脱退一時金も申請していないものも多くあると考えられます。	年金記録問題は国の縦割り行政を改めることが必要と考えます。近年の情報処理技術の発展により複数の手続きをまとめることができると考えます。 戸籍・住民票・外国人登録・法人関係申請(登記・税務・労働)と連動することにより、手続きの一本化による簡素化、二重申請の防止、誤入力及び複数付番の防止が可能となる。場合によっては今後導入が検討されている納税者番号制度とも連動し、負担と給付が確認できる制度(仕組み)の構築が必要であると考えられる。 現行制度では、被保険者または事業主が遅滞なく誤りなく届出を申請することが前提となっているため本人に非がなくとも届出が正確に処理完了にいたっていないことがある。また、各官庁で膨大な情報をそれぞれ登録することは二重行政であり、非効率であるばかりかミスを生じやすい。 現在の未統合の記録に対しては、各官庁、事業者、国民のみなさまに協力を頂いて一件一件解決していくしかないと思います。 また複雑な年金制度の改善及び広報の充実が必要と考えます。この問題が表面化するまでは、広く国民に年金制度が周知されていなかったと思います。特に年金は長期に一生にわたる制度のため、もっと関心をもってもらう必要があります。現在は社会保険庁の問題のみしか一般に報道されていませんが、もっと基本的な制度の仕組みや手続きを広報する必要があります。	職場に入庁した時点で既に複数の年金番号を保有している人が沢山いることを知った。当時は基礎年金番号導入前で、個人の住所記録が国民年金しかなく、氏名・生年月日しか同一人か判断できないため既に年金の番号を持っていた人でも再取得時に番号記入がないと新規で番号を払い出していることがあった。また事業所・被保険者においても、転職し再度厚生年金に加入の際は新しい年金手帳がもらえると勘違いしているケースも多数見受けられた。 厚生年金、厚生年金(船員)、国民年金が別番号であったためさらに困難を極めた。また紙台帳からオンライン化された記録には氏名(カナ)の誤登録があり確認作業に手間取ることがあった。(旧台帳にはフリガナがないためオンライン化した際、どのような処理をしたのか不思議であった。) こういったことから、一人一人の年金記録を一本化し記録を確認するのは、本人が相談に来たときか、裁定請求時まで実質難しいと感じていました。 また、基礎年金番号導入時の返信用葉書に年金番号を記入する欄がなかったため、その後の処理に恐ろしく時間がかかると思っていた。実際平成9年に基礎年金番号通知書送付して十数年経つが、その後の処理に時間がかかり昨今の問題に繋がっている。	基礎年金番号導入後、資格担当をしていた際は、年金手帳等を確認し番号統合に進めた。しかし、実際はそれを上回る年金番号が存在し処理が追いつかないことに正直不安であった。 また、年金未加入者には接触の機会がなかなかないため、統合作業をおこなう機会がないことも問題であった。また、高齢の方の古い記録となると記憶をたどるのが非常に困難であり、長い時間をかけ話していかないと解決しないと感じた。 反省点としては、戦時中の年金制度開始以来、複雑な年金制度の国民への周知ができていなかったこと。紙台帳管理時代に恐らく一人が複数の番号を保有する可能性があったが、改善する策がないまま現在までできてしまったこと。近年まで年金記録を確認する方法が限られていたこと等があると考えられます。
4489	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	コンピュータと、紙台帳、マイクロを付き合わせて現時点でできる限り記録を整備する。それ以外に国民の皆様にご納得いただける方法はないと思います。記録を整備した後にも発見されない記録については、何らかの救済措置をとる必要があると思います。	テレビや新聞、週刊誌で大きく取り上げられるようになったときに問題を認識しました。はじめは、信じられなかったのですが、国民年金業務に携わるようになって紙台帳を見るようになり記載が不明瞭なものが多くあることを知りました。そこで、強く年金記録問題が重大な問題であることを認識させられました。	どうすることもできずに日々かかってくる年金記録・納付記録の質問にお答えしているのみでした。 反省点としては、記録に不備があるとわかった時点で整備をしていくべきだったと思います。早い段階で公表するべきでした。届出主義の弊害もありますので、こちらから積極的に調査などをおこない、届出誤りをなくす努力をすべきだったと思います。また、外部の監査をこまめに行う必要

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4490	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思いつきません	特別便、定期便で回答していただくこと。 自分の記録ではないと確認できたものも登録できればよいと思います。 今のままでは、同じ人に何度も確認することになってしまうので、前も同じことを言ったと苦情になってしまいます。	基礎年金番号制度が導入されたとき、今後、機会があるごとに統合処理をしていかなければならないものと思っていました。 業務センターから本人への照会ハガキも出されてはいましたが、平成9年以前に手番を持っていた人の全員が年金を請求する年齢になり、自分の記録を確認していただくまで、長期間かかって完成する基礎年金番号制度だと思っていました。	厚生年金の資格取得届に添付される手帳により統合処理を行ったり、窓口で判明するごとに統合処理をしたりしていました。 厚生年金の期間照会を担当していたこともあり、マイクロ記録に間違いが多く見直しをすること、カセットになったままのものも順次開いていくことを要望して上にあげていましたが、実現することはなく、もっと早くに実行されていればと思います。 長い時間をかけて完成していく制度と思っていましたが、短期間での解決を求められています。 厚生年金の制度そのものが本人が年金手帳(被保険者証)をなくさないことが前提として成り立っているので、本人が手帳をなくしたり、勤めていた事業所名を正確に把握していないこともありうる前提での制度設計であればよかったのではないかと思います。 基礎年金番号導入時も(現在もですが)、住所の届出は住民票の住所でなく居所でもよいということになっており、改善の余地があると思います。 基礎年金番号制度以前にも、一人で手番をいくつも持っている人がいましたし、今回、年金記録問題として、多くの国民が、基礎年金番号(手帳)を大切にしなければという意識を持っていただけたのは、よいことではないかと思います。
4491	地方庁	その他(社会保険事務所)		一つ一つ処理していかなければならない。	問題は、勤務する前、ニュースで知った。とにかく、ひとつひとつ処理しなければ、前に進めない問題と、職場にいて感じました。	特別便のお客様の対応、特別便の回答チェック、そのとき自分のできることをした。今後、年金記録については社会保険庁といったそういった機関まかせではなく、個人の年金に対する意識、個人が記録を把握しているようにもっていくべきだと思う。
4492	地方庁	その他(社会保険事務局)		被保険者の方が自分の年金記録を簡単に確認できるようにする。		被保険者の方にわかりやすく職歴等を確認し漏れがないように対応した。
4493	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	特殊台帳の突合せ等、現在行っている作業を確実にやりとげるとともに、寄せられている記録照会申出は確実に調査をして(そのために回答が遅れても)回答するなど、時間がかかってもこの際に徹底的に記録を整備する必要があると思います。	記録問題が存在することを知ったのは、世間で騒がれだした頃ぐらいからです。年金記録は制度の根本にかかわる重要なものですので、きちんと正していかないといけないと思います。	現在は事務センターで国民年金業務を担当していますが、届書や記録補正の処理にあたって、その処理に直接関わりのない期間であっても、記録に不整合を見つければ市町村へ照会をかける等して、回答に基づき記録を訂正するよう事務所へ連絡をしたりしています。この問題については、昔は今のように年金制度が一本化されていなかった(年金制度ごとに年金番号等がばらばらだった)、記録の管理もオンラインではなく手管理だったなど、制度上や運営上の問題もあった
4494	本庁	その他(本庁)	なし		このように連日大きくとりあげられるとは思わなかった。 新聞に報道されるようになってから。	事務所在籍時には、少しでもお客様の記録に結びつくように話を聞いた。 社会保険庁の長年の体質が記録問題を生んだと思う。
4495	地方庁	その他(社会保険事務局)			番号不明の手帳再交付などの際には、一人で複数の手番を持っている人が多く、被保険者本人自身が「一人1つの番号をもつ」と認識していないと感じた。 事情があり、偽名や生年月日を偽っての就職をしたと、期間確認申請の時点で言う人がいた。	届出の事業所に電話して周知に努めた。現場の小さな対応だけでは限界があり、被保険者個人に意識付けるための広報が必要だったと思う。
4496	地方庁	社会保険事務所課長級以上			以前は、氏名索引を行った時に同姓同名の記録がでても、本人が事業所名を思い出せない限り、本人のものと特定できなかったことがまれにありましたが、結局そのままになり埋もれてしまっていました。これが積み重なってしまい、このような大きな問題となったと思われますが、国民の皆様の気持ちを深く考えていなかったと思います。年金給付課在籍時(H10年頃)	事業所名を言えば思い出すのではないかという面と、なりすまして他人の記録を統合してしまうのではないかと葛藤がありましたが、あくまで決められたとおりに業務をしていました。今回のように問題が大きくなって対応するのでは遅いので、疑問点があれば取り上げて改善していくべきでったと反省しております。
4497	地方庁	その他(社会保険事務所)		多人数で行うべきと思います。 各個人で一日あたり行う業務量には限界があり、通常業務をこなしながら行っている現状では、すでに限界を超えているのでは？と思います。 それであれば、解決ましてや、早急にともなれば人員をかけ行うべきと考えます。	詳細を知ったのは、テレビ等で報道される直前ぐらいであったと思います。 そのため、内容についても、通知等よりも報道機関の情報が先行でした。	少なくとも自分が応対をしたお客様であれば、記録等を確認し、少しでも安心いただけるように努めました。 反省点としては、私はリアルタイムでは知りませんが、機械化・電子化を急ぎすぎたのではないかと思います。
4498	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現在きている多数の記録調査について、早期に回答するとともに確認できる資料とオンライン記録の照合を行う。 今後の中では、国民の皆様に理解して頂くよう、わかりやすい年金についての広報や、年金ていき便を通じ手続き等を周知する。	年金記録については、基礎年金番号制度が始まった時点で統合されていない記録があることはいろいろなケースで番号の統合を行っているので知っていたが、年金記録については、統合されていなくても最終的に年金受給時に確認を行うので未統合については解消されていくと認識していた。	コンピューターの記録がすべてであると考えずに年金相談等対応した。 問題点の解消について先送りをしていたことが未統合記録が5000万件も残ってしまたっと思われます。
4499	地方庁	その他(社会保険事務所)	・事務処理基準の統一が徹底されていないこと マニュアルや業務取扱要領に定められていないような稀なケースや、細かな事務処理方法について、現場の職員の判断に委ねられている部分が多い。その結果、時期や管轄事務所によって対応に違いが出てしまう。 上部組織への照会も迅速に回答をもらえるとは限らず、実質あまり機能していないように感じる。	細かなマニュアルや事務処理方法を示していただくか、照会にリアルタイムで回答してもらえる体制を整えていただきたいです。	・紙台帳で管理していた時代や、基礎年金番号の導入、市町村からの移管等を経てきたので、完璧に管理するのは不可能だったと思う。 それでも、折にふれて過去記録の確認・補正を行っていれば、ここまで深刻にはならなかったはずだと思う。 ・記録の管理が完全ではないことを知ったのは、実務に携わってしばらくしてからですが、問題の根深さを実感したのは、特別便等で記録調査に携わってから。	・窓口では、接したお客様ひとりひとりに対し、時間をかけて誠心誠意対応することを心がけた。 反対に、内部処理では、パソコンを使って照会業務を効率化し、時間を短縮するよう心がけた。 ・過去の記録管理の体制が根本にあると思う。また、現在の照会・記録調査の進捗状況もバンクしており、整理できる見通しはまるでたっていないと思う。ただ件数をこなせばいいものではないので、1件ずつじっくり時間をかけて調査できるよう、知識のある職員を増員し、もっと調査にかける時間を与えてほしい。人員削減で状況が悪化している中、膨大な件数を抱え、肝心の調査の中身が薄くなってきていると思う。
4500	地方庁	その他(社会保険事務所)	これまで自分が対応してきた事案では該当するものはありません。	該当事案がございません。	私は本年4月より任期付職員として社会保険事務所に勤務しております。 新聞・テレビこの報道により、この問題を知るようになりましたが、勤務する前は自分にとってはまだ身近に感じるものではありませんでした。 事務所に勤務してみて、記録問題への対応に携わるに伴い、この問題は非常に根が深く、当事者にとっては真に切実な問題であることが分かりました。	まずこの問題の本質は何かを理解しようと努めました。 それに当たってはまず年金制度の複雑さを知ることとなりました。また対象範囲の広さ、量の多さが対応に時間がかかる原因となっていると思います。 ただ、この問題が起きた原因としては、その当時の体制、システム化の進捗などがあると思います。 現在、お客様にとっても年金について関心や意識が高まっていますので、この機会に年金制度
4501	地方庁	その他(社会保険事務局)			大変な問題と認識した。今まで真面目に勤務してきたのに裏切られた気がした。 平成19年5月頃、この問題を知った。	一人一人、正しい年金記録になるよう、この問題の解決に取り組んだ。 今後は、届書等の永年保存(保存方法は電子化でも良いと思います。)することを提案します。
4502	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	本人記録と思われる手番を、確認して一件ずつ減らしていくしかないと思います。	年金記録問題の存在を知った時期は、テレビや新聞報道がされた平成19年です。 問題の認識は、各種報道がされてからこれほど多くの手番記録があることを知りました。	統合されていない手番の記録を一つでも多く判明させなければいけないと思いました。
4503	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	その場しのぎでこれ以上職権訂正の基準を低くすれば、今まで真面目に費用負担していただいた方との公平性のバランスが崩れてしまうのではないかと考えます。 反面、職権訂正対象者である国民年金1年未満未納者については、現状被保険者等からの申出により行っていますが、当該対象者を予め抽出しその者に対し申出勧奨を行う。 他手番を有する入念、フォローアップ対策に係る届出勧奨業務を、市町村へ委託にする。	年金請求時や被保険者記録照会時に被保険者からの申出により記録確認を行うことが通常であった。基礎年金制度導入後は他手番統合を心掛けて業務を遂行していた。 国民年金納付記録問題に関しても、従前から市町村台帳との照合や被保険者保有の領収書等により、納付事実が確認できた場合は記録訂正処理を行なっていた。 よって、こんなに大きな問題になるとは思っていなかった。むしろ記録パンチミスや遡及訂正など数々の問題が発覚して、国民の皆様に申し訳なく思っています。	60年以上の記録を管理していく上で、戦中戦後記録に不鮮明が多いことから、10年に一度の割合ででも定期的に記録補正をするべきだったと思う。 受動態でなく、能動態の心構えで対応しようと思っています。
4504	地方庁	社会保険事務所課長級以上	世間一般に知られていないこととは、漠然としていて、何を書いていいのかわかりませんが・・・紙台帳の時代も含め、算定業務時などにパイトさんが事務補助をする際に、標準報酬のOCR転記など、全て職員がチェックはできていなかったかと思います。 万一、標準報酬誤りがあっても、保険料が違えば、事業所からは問い合わせがあるはずですから、その時点で訂正をすれば・・・という考え方もあったかもしれません。 今、振り返れば、当時(昔)は、今ほど年金に対する関心も低く、また、「役所のすることに間違いはない」との事業所側の考えかたもあったでしょうし、標準報酬の違いはあったかと思います。 (相違していたとして、保険料は正しく徴収しているのですが・・・)	現職員だけ、それもかなり、人数減の状態では、解決にはまだまだ時間を要すると思います。 年金制度は複雑ですから、昔のことは、年配の方でないとわからないことが多いです。 ねんきん特別便・ねんきん定期便・第三者委員会への申立て、知識がなければ回答にも窮してしまいます。 退官された方に謝金として幅広く来ていただき、「年金記録回復チーム」として社会保険事務所とは別の場所での業務をしていくことも必要かと思います。 現職員は、現業・窓口業務・電話対応をしつつ、年金記録問題への課題にも取組んでおり、限界の状況です。 マンパワーに頼るしかありませんが、量的なことより、質も大事だと思います。 短期間で研修をして若いパイトさんを雇って解決に向けて取組んでも、税金の無駄だと思います。 そもそも、知識のある職員がきちんと指導しないと、見つかる記録も見つかりません。 退官されて、他人事のように思われているOBの方もおられるかと思いますが、今いる職員に全	テレビで騒がれるまでは、このようなことになるとは、想像もしていなかった。 WMの記録に間違いはないと、自信を持っていた。	会社から提出される「資格取得届」には、「住民票」か「戸籍謄本」を必ず添付させて、偽名・偽生年月日での取得は阻止すべきであったと思います。 「履歴書」等を添付させ、職歴を確認してから年金手帳は新番で交付するべきであったと思います。 社会保険事務所ばかりが悪者のように報道されているが、そもそも「年金手帳」を大事にしていなかった被保険者本人の責任も重大であると思います。
4505	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	紙台帳の内容をコンピューターへ入力する作業を行う。	記録が全件コンピュータ化されていないので、コンピューターで探して、なければ紙台帳を探すという作業を行う「資格照会業務」というポジションがあったと思う。	直接担当ではなかったが、膨大な紙台帳のデータをコンピューターへ入れる作業が容易に出来ると思ったのが反省点ではないかと思う。
4506	地方庁	その他(社会保険事務所)			過熱報道により。 年金請求の際にはご本人の履歴申し出から他手番などは統合できるはずと、甘く考えていた。 古い記憶を完璧に思い出すことは難しいだろうから請求者頼りのままではいつまでも未統合記録は無くならない。	ねんきん特別便の照会業務を精一杯やるだけ。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4507	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	できる限りのことはやりましたといえるだけのことはすべきです。そのための方策についてどの程度WM上に未登録の記録があるのかなどの情報がない現場としては、具体策は考えようがないです。 カセットクローズになっている記録がまだたくさんあると思われるので、現行のサンプル調査で(239処理で記録追加等しているケースもあるかと思います)全件を調査すべきかの費用対効果で判断するのは、政治的判断です。 体制や080以上に全国的なシステムが整わず、大まかな照会内容等もオンラインで見られないのでは、重複調査やせっかく第三者委員会のあっせんで補正した記録が再度もとに戻されたり、混乱は続くと思います。	大変な問題だと思いました。それをテレビや新聞報道、雑誌などで知りました。	現場としては一人ひとりのお客様のお話を聞いてより多くの情報を得て、調査を進めるだけです 反省点としては現在に至るまで問題の公表が後手後手であったこと。もともと生年月日順に被保険者への記録照会は行っていましたが、広報がなかったように思います。制度が複雑であったり、現在も多忙等ので関心のない方もいらっしゃるので、定期便等を送付したり、「年金通帳」が導入されたとしても、例えば3号の届け漏れなどはなくならないと思います。例えば文部科学省との連携で学校教育等に盛り込み、またHPの充実や記者発表など効果的で継続した広報等のあり方を考えて下さい。
4508	地方庁	その他(社会保険事務局)	世間一般的に知られていること以外は、存じ上げません。	「年金記録問題」は、ある一定の作業(報道等で言われている名簿との全件突合せなど)をして、ある一定時期になったら解決するといった性質のものではないと思っております。なぜなら、国民から"厚生年金・国民年金"の記録がおかしい"と申し出されたら、いつでも記録調査を行わなければならないと思っているからです。(社会保険事務所は今は忙しそうだから後で調査をお願いしよう、と思っている方は少なくないと思っております。)よって、お客様から調査の申し出があってからいつでも調査できる体制を整える方が重要ではないかと思います。(マンパワーを含めて限りがあるなかでも、お金と人をもっと使い、早急に短期間で対処すべきであると思う。	平成18年10月に厚生年金保険の資格調査を専門に行う部署に異動になってから、「これだけ資格記録がおかしいものがあるのはどうなの」と思ったことはありますが、異動当時はこれほどの大問題になるなどとは思ってはいませんでした。よって、問題を認識したのも存在を知ったのも平成19年6月に世間一般的に公になってからです。	「年金記録問題」が世間一般的に公になってからは、厚生年金保険の資格照会(記録調査)が飛躍的に増加した中ではありますが、平日はできるだけ長時間勤務をするようにし、時には勤務日に割り当てられていない日(土・日など)にも勤務をしながらお客様に調査結果を少しでも早く回答できるように努力したことにより対応してまいりました。 反省点としては、私自身の反省ではありませんが、このようなことを知っていらっしゃる方が上部におられるのであれば、なぜ早く"手"を打っておかなかったのかが反省点ではないでしょうか。
4509	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		昔の人たちの仕事に対する怠慢さであると認識した。年金記録問題を知ったのは平成19年度。	ねんきん特別便やねんきん定期便が国民に送付され、回答票を基に少しでも多く年金額に結びつくよう窓口対応、記録調査をした。基礎年金番号導入時にお金と人を今以上にかけていれば、早い段階で解決していたか、もしくはこんなに大きな問題にならなかったと思う。昔の人たちの認識の甘さではないでしょうか。
4510	地方庁	その他(社会保険事務所)			厚年、国年の記録管理を別手番で行い、又、同一人に複数の手番が払出されている状況に対して個人の年金記録管理体制に不安を感じていた。 基礎年金番号制度の導入で懸念が解消されると期待したが、社会保険業務センターよりの基礎年金番号通知時に、他の年金番号をお持ちかどうかの質問票を同封しているにもかかわらず、回答をしていただいた方に対して何のアプローチもしていなかったことを知って愕然とした。	当時、業務センターに質問した際、何のアプローチもしていないとの説明をされ、何のための回答なのか、統合に向けて回答を活用するべきと言ったがとりあってもらえなかった。 基礎年金番号導入時に他年金番号所持者に対する対応策を準備し徹底していれば、少なくとも他年金番号を所持していた方達の年金記録問題に対する不信感は払拭できていたのではないかと考える。
4511	地方庁	その他(社会保険事務所)	①同月得喪の保険料還付について、事業所が全喪の場合還付できない。 ②旧台帳のカセットが開かれてない。 ③船員保険の仮番号	①個人負担分は個人に還付できるようにする。 ②カセットを解除すればよい。 ③船保番号を新たに付番すればよい。	業務センターの記録管理の杜撰さ、基礎年金番号付番の時の重複統合のもれ、と思います。 年金記録問題がでたとき。	記録管理については、「申し訳ありません」と素直に謝罪、基礎年金付番により、住所管理ができ、お知らせできる旨説明。 早くコンピュータを導入し、住所管理すべきとおもいます。
4512	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		本人が特定されていない記録、本人の基礎年金番号に統合されていない記録があるということは、受給資格や本人の給付額に直接影響するものであり、深刻な問題であると考えていました。ただ、メディアなどで実際の数字が公表されるまでは、どのくらいの規模の問題であるかは知りませんでした。	電話・窓口対応において、十分に本人からの聞き取りを行うこと、及びその内容について慎重に確認作業を行うこと。先入観を持って対応するのではなく、行政としてやるべきことを1件づつ対応していくしかないと考えていました。 また、現在の被保険者の適用を適正に行うことが、今後同じような問題を起こさないためにも必要であると考え、未適用の問題も含め、適正な届出を事業所に求めることや、被保険者にかかる届出においても適正に審査・確認を行うという意識を持ちました。 各種問題については、法令順守意識、職員の仕事の行い方、情報の共有化、そういったものが足りなかったのだと思います。
4513	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	大臣もおっしゃっているが、「ヒト、モノ、カネ」の集中的な投入しかないと思う。正職員のこれ以上の増員が厳しいのであれば、経験豊富なOBの方々に、今まで以上に協力をお願いしていくことも良いかと思う。	ここ数年、大きく取り上げられるようになるまでは、正直言って、それほど問題意識はなかった。 平成9年の基礎番号導入後にも多くの未統合記録があることは、採用時(平成10年)から知っていたが、厚年・国年の再取得時や、裁定請求時にしっかりと確認できれば良いということを、諸先輩から教えられていたし、自分としてもその様な認識だった。 しかし、この様な大きな問題になり、また再裁定の数の膨大さを見ると、私達職員の認識の甘さや、一般国民の皆様との意識に、大きな乖離があったことを痛切に感じる。	どの様な要件で来られるお客様に対しても、過去の記録に疑問がないか、確認するようになったし、お客様の記録に関して、より丁寧に確認するようになった。 また、今から考えると、結果論であるが、平成9年の基礎年金番号導入時に、より多くの予算や人員を割いて、記録統合を積極的に行うべきであったと思うし、私達職員一人ひとりも、積極的にお客様に対して、記録の確認等をすべきであったと思う。
4514	地方庁	社会保険事務所課長級以上		年金記録問題については着実に1件1件確認していくことが肝要である。	特に考えていなかったが、年金給付を担当した10年ほど前に紙台帳の記録が正しく登録されていない事知った。	年金記録問題は当然社会保険庁の責務であることから、窓口にこられたお客様に懇切丁寧に記録の判明に努めた。 再裁定に要する時間が長くかかりすぎる。苦情が多く高齢の方が主であるので 速やかな処理を願います。 また、時効特例に関する相談について、庁の担当課に電話がないため対応に苦慮しています。
4515	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	国民年金任意加入(s61/3以前)中に、被用者年金記録がみつかった場合、見つかった記録の喪失日以降の国民年金任意加入期間の納付分を還付する取扱となっている。未納がない限り、還付せずに納付期間として年金支払いをするように取扱を変更する予定との情報があるが、未納期間があった場合はそのまま還付する取扱のままとのこと。安い保険料を還付して年金を支払わないのは国民の理解がえられない。(還付する理由が、見つかった厚生年金のため、国民年金の任意加入が一旦喪失となり、厚生年金喪失後新たに国民年金の任意加入手続き書類がでていない(法律上提出を要す)ためであるが、世間的に記録問題すべてが社会保険庁せいであるように報道されている中、物理的に提出不可な届けがでていない理由で還付するような取扱をすべきでない) 届出主義からの発想で上記のような事例が生じているが、たとえば3号特例について届けた日からしか有効としないのも同じ発想である。今年8月に年金受給者に限り、厚生年金記録がみつかった場合にその後の3号を特例ではなく通常の3号として認めるように取扱が変わったが、それ以外のケースでも、扶養の事実さえ確認できればその事実を確認できた日より通常の3号を認めるべきである。時効特例法で基礎年金番号になっていない記録はすべて支払う(例えば240月の厚生年金記録を手番で持っていてそれをわずかな期間の国民年金の基礎番に登録すれば、特例法で支払う。常識的に考えれば、年金請求できることを知っている可能性が高い事例)ような大盤振る舞いを比較すると、あまりに冷たい取扱と思います。 ある程度の一定の枠は必要かもしれませんが、基本的に届出主義をあらため、事実確認できたものにあわせて記録を整えていく精神が必要に思います。	私は、直接記録調査をする部門に全く配属されたことがないので、記録問題に関することについては、職員のレベルで言えば素人に近いものがあります。 しかし、年金給付にたずさわることが多く、オンラインの記録と紙台帳の記録に違いがあるケースが多々あることも実感しております。数パーセントでも、全体すうではすごい量。ただし、報酬が少しだけ間違っていた場合、金額が変わるのがわずかであるというのも事実。 不信をなくすためには、全台帳とオンラインを全て確認してただすしかありません。実際に他人の記録が入り込んだりしているケースもありますので。今とらなくてはいけない選択肢は、それだと思います。ただし、わずかな金額変更のために、膨大なコストがかかることはもっとつたえるべきだと思います。今のような記録問題がすべて社会保険庁のせいでなく、個人の事業所への年金番号の届出義務をはたしていないことなどの個人にも問題引き起こしの要因があったことを理解してもらえていたなら、コストのかかることはせずに、別のかたちでまとめることができたのかもしれませんが。 それと亡くなった方、及び忘れてしまったものが登録できないこと、絶対に記録がすべて解決しないことも詳しく伝えて理解してもらうことも必要です。その上で、できうることに万全を尽くすことが必要です。 今起こっている問題は今働いている職員ではなく、すでに退職されている昭和世代に勤務されたたかた、オンライン化にたずさわった方によるものであること、また多少は昔の時代でて手書きでかかざるをえず人為的ミスがゼロにはできなかったことも理解してほしい気持ちがありますが、職員にゆるみがあった組織であったことは事実だと思いますので、僕らの世代で解決していくしかありません。	世間的に問題になる前は、個人が手帳の管理をできていないことが要因になっているものを多々見てきたこともあり、それほど問題に思っていませんでした。年金決定時の氏名索引と本人への聴取で、ある程度本人に納得したものになると思っておりました。 ただ、昨年氏名漏れの記録等の調査の仕事を通常業務以外で行なっていたなかで、他人の記録が入り込んでいるものを多々みて、ひどいものがかなりあるとの実感を持ち、大きな問題であるとの認識が強くなりました。	通常業務でサービス休日出勤が続いてた時期が多く、記録問題に取組めている時間は、物理的には多いとは言えませんが、できるだけ取組んできたつもりです。それ以外に(6)に記入したよう問題意識を持ってはいますが、具体的に対応できているわけ手はありません。 現在年金受給者に記録が判明した場合、本人の同意を取らないと再裁定をしない取扱(減額の場合があるため)となっていますが、それでは記録問題が解決しません。判明した時点で統合し、お客様にすみやかに増額分を支払うべきです。減額者については、新たな特例扱いで据え置きのままいくべきです。でも、その声は僕の周りにしかアナウンスされていないのが反省点となります。
4516	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録が見つかったことで年金額が下がる場合、5年分さかのぼって返納した上で減額された年金を受給しなければならない。	現行制度では説明をしても納得してもらえない。増額の際に時効特例法で救済したように、記録統合で減額となる場合は減額せずに統合前の年金額を保証するような法整備が必ず必要だと思う。	入社後現業経験がなく、年金記録問題を知ったのは世間の報道と同じ平成19年又頃。その報道後内情を知った時はよくここまで放置していたものだと驚いた。確かに被保険者からの申し出なしで統合できないということは理解できるが、ねんきん特別便のようなことができるなら少しずつ進めておくべきだったと思う。(年金請求時に統合すればいいのも確かだと思うが、実際受給者で統合できていない記録が山のように出た事実に対しては言い訳できない。氏名が登録されていない年金番号等は当然早期に対応するべきだったと思う)年金記録問題は世間の反応どおり、年金制度の信頼に係る重大な問題だと認識している。	ねんきん特別便発送前の記録整備の段階ではなるべく作業に加わった。ねんきん特別便発送後、窓口が混乱をきたした時は通常業務を置いて食事抜きで窓口対応した。経験が少なくできることに限りはあったが、可能な限り窓口で記録判明するようつとめた。 反省点としては記録統合までに日数を要したこともそうだが、それよりも再裁定にあまりに時間を要していた点があげられると思う。業務センターでの作業だけでなく、各都道府県でできることがあれば全国で作業するべきだと思う。
4517	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	記録問題については現在の方法で1つ1つ解決していくしかないと思います	基礎年金番号統合時に記録が複数あることは分かりましたが最終的には年金裁定時や、再裁定をすればよいと考えていました。	本人と判明したものは統合していました。反省点として基礎年金番号付番時に集中的に取りくんでいればとおもいます。また旧台帳のオンライン化も必要だったと思います。
4518	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にございません。	職員全員が年金記録に関する知識を身につけ、共通の意識のもと、事務処理を進めいていくことだと思います。	複数の年金手帳番号を持っており、統合されないままの状態になっている者が多数存在すると認識をしていました。年金記録問題が存在することを知ったのは、平成19年4月頃です。	特別便等による記録調査に対して、あらゆる角度から幅広く行うよう心掛けました。一人で複数の年金番号を持つことが可能であったことが反省点として挙げられると考えます。
4519	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	問題の全面的な解決は、不可能だと思っております。 国民年金の納付記録で言えば、マイクロなど社保側のデータも無くお客様側に領収書などが残っている訳でもない中で、お申出をいただいているケースがございます。こうしたケースの多くは、第三者委員会での判断をいただくこととなり、あっせんをいただいたものであれば、お客様から一定のご理解をいただけると思いますが、非あっせんとなるとお客様における記録問題は一向に解決しないことになります。 年金記録の問題は、例えば未統合手番を解消するという数字的な問題ではなく、すべてのお客様が自分の年金記録に納得ができて初めて解決といえると思います。 そうした意味では、少しでも多くのお客様に年金記録のご説明をするという私たちの作業も重要ですし、今後も更に求められるものと理解しておりますが、問題解決には限界があると思っております。	私は、昭和61年に社会保険事務所の職員になりました。 採用は国民年金業務課であり、当時はオンラインが完全稼動されておりましたが、お客様からの相談時にマイクロの切り替え誤りやマイクロ上納付となっていない期間の領収書を提示いただくこと、紙台帳が既に廃棄処分となっておりマイクロ化されていないものもあることも体験しており、問題があるとの理解はしておりました。	ことあるごとにマイクロの確認やケースによっては市町村台帳の確認をすべきと思っておりました。しかし、それでも納付の確認ができなかった場合は、お客様からの領収書等の提示を求める以外に、記録補正のツールは持ち合わせておりませんでした。 これは、私の経験した国民年金のことですが、現時点では厚生年金記録を含め、さまざまなケースでこれだけの誤りがあるということは、この問題が取り上げれるようになってからでした。 反省点として思えることは、こうした個々の職場のケースを集約する部署が無かったこと、当然、集約した結果を公表して早い段階で解決策を講じられなかったことで、問題を大きくさらに複雑にしてしまったと思います。
4520	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	人員増員・システム改善等が必要かと思います。	組織全体として解消していくべき問題。 報道等により問題の存在を知りました。	今後において、同じ過ちを犯さないよう、コンプライアンスの意識を強く持ち、業務に取り組みました。
4521	地方庁	社会保険事務所課長級以上	かなり昔の話ですが、船員保険の加入について、船員保険の加入について幹部クラスのみの名前しか加入させないで、医療機関にかかるときは保険証を船員の中で使いまわしていたと聞いたことがあります。	マイクロフィルムと保管させれいる紙台帳と記録照合することだと思います。	以前在籍していた宮城県においては、最重点課題として、すべての仕事の中で、一番の優先課題として対応していました。そのために、全事務所体制で対応してきました。 昭和59年ごろに当時船員保険で、期間調査の担当をしていた時に、船員保険の記録が、船員手帳と船員保険の記録が食い違っていました。	以前在籍していた仙台東の船員保険課においては、記録問題を解決するため、積極的に職員を出して、問題の早期解決に努力していました。 平成9年の基礎年金番号導入時にもっと積極的に記録統合する政策をとるべきだったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4522	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし		記録問題とは認識していなかったが、窓口等で受給資格の確認を行う際に、本人が過去の勤歴を思い出せず、本人の記録として結び付けられず、申し訳ないと思うことが、昔からあったと思います。 (保険料を徴収しておいて、誰のものか特定できない記録管理方法。)	職歴確認時には、職種、同僚の名前等細かく聞き取りを行い、なるべく本人の記録を確定できるよう対応してきた。 反省点 ・1人1つの年金番号をもっと早いうちに実施すべきだった。 ・基礎年金番号導入時にもっと真剣に取組むべきだった。 ・厚生年金の住所管理をもっと早期に実施するべきだった。(住民票の登録住所) ・過去の勤歴確認時のマニュアル
4523	地方庁	社会保険事務所課長級以上	未適用事業所に勤務された者について、事業主が別の適用事業所の従業員として届出された場合は、本人の勤務した事業所名とは違う事業所名の記録となっていることがある。未適用事業所の人数が少ないため、適用事業所として届出できないため、届出されたと思われる。	勤務期間が同一で、事業所名・所在地が異なる記録がある方については、事業主が同一であるか確認し、同一であれば本人のものとして取り扱うようにしたらどうか。	オンラインシステムに未入力の記録があり、氏名索引をしても記録が探せないものが多数あることは、今回の問題が起き、記録調査をして知った。	とくべつ便の対応については、本人からの申出期間について、現在できる範囲(080のマイクロなど)の調査をした。 オンラインに未入力の記録について、全部収録してから、名寄せを行えば、調査に要する時間が短縮できたと思う。
4524	地方庁	その他(社会保険事務所)			消えた年金記録など受給している方が多く紙台帳から種板に切り替わった際に漏れてしまったり、誤って登録されたりなど、管理やチェックなどが徹底されていないと思われることから、大切な記録という認識が不充分だった事実が招いた結果と考えています。問題は報道などで初めて知りました。	このような問題があるから特別になにかという事ではありませんが、電話や窓口での対応ではお客様の記録を確認していただき、できる限りのことを対応して、相談者の方が納得していただけるような応対を心掛けています。 今でこそ年金の関心も高いですが、それまでは特に記録の通知もなく、年金自体が非常に不透明だったことにより、被保険者も意識が低くなってしまった事が反省しなければならないと思いま
4525	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		社会保険庁職員から厚生局や協会けんぽの職員となられた方々がおられますが、そういった方々に、元社会保険庁の職員として支援等をしていただくことができればと思います。	早くきちんとやり遂げなければならないもので、自分の仕事の一部であると思って取り組むべきものと思っております。 年金記録問題のことを知ったのは、平成19年6月頃であったと思います。	自分の本来の職務をきちんと遂行しなければならない中で、自分の仕事の一部であると思い、電話相談、窓口相談、記録照会をできる限り行ってきました。そうすることで、少しでも問題の解消に繋がればと思い取り組んでまいりました。 社会保険庁職員から厚生局や協会けんぽの職員となられた方々は、移籍等された後、社会保険庁職員ではなくなったという理由により、従事できなくなりました。経験と知識を持つ現役の対応者が減ったことが、反省点だと思います。(このため、(7)に、「このような方々が従事できるようになれば」と記載しました。)
4526	地方庁	その他(社会保険事務所)	カセットの解除や船保の仮番の補正に時間がかかること。また厚生年金手番が見つかっても、記号が「00000」で入力されており、どこの事業所での記録かが確認できない。	全てのカセットの解除を行う。また解除の際には、事業所の整理記号を入力する。また旧台帳の情報をWMで確認できるようにする。	一連のマスコミの報道で知りました。	お客様の立場に立って、一緒に記録問題を考えるように接客では心がけました。
4527	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	不明	入庁当初より、年金裁定時に解決できる問題と認識していた。	年金請求時に、本人に加入履歴を入念に確認いただく様努めた。自分の加入履歴を把握していない点では、本人にも責任はあると思う。
4528	地方庁	その他(社会保険事務所)		やはり1件1件台帳を突き合わせて間違いないか確認していくしかない。	一刻も早く解決しなければいけない問題だと認識した。 問題が存在すると知ったのは入庁して給付課に配属なったとき。ここの職場に入ってみて記録の管理があまりに杜撰でびっくりしました。	宙にういた年金記録については、年金請求するときに記録が間違いないか、手番がないか何回も確認した。 問題点についての反省点は、あまりに杜撰な管理があげられる。オンライン化された時に何で徹底的に台帳と突合させなかったのか甚だ疑問に思うし反省点であろうと思う。あと基礎年金番号を導入したときに徹底的に誰の記録かを調べるべきだったと思う。この2回をいい加減に管理したためにこのような大問題が起きたと思うし反省点だと思う。
4529	地方庁	地方社会保険事務局長	「夫の年金があるから妻の国民年金は払わなくてよい」との夫の意向により、国民年金保険料を支払わない風潮が当時はあったと先輩に聞いた記憶があるし、事実、身内にも居る。	・過去記録についての方策については、現在社会保険庁が行なおうとしてる「倉庫等に統台帳の現物やマイクロフィルムで保管している記録を、コンピュータで管理している記録との全数突合」を着実に行うこと。 ・未来に向かっては、事業主、被保険者及び受給者から提出される全ての書類(電子媒体を含む。)を証拠書類と位置づけ、磁気媒体にて永年保存すること。	・社会保険庁や市区町村側の何らかの問題で年金記録の不備がある場合は、国民からの信頼を裏切る行為であり、本当に申し訳ないと考え、事実確認についてとことん行うべき問題と認識しているが、事業主や被保険者側等の提出もれによる記録不備や、錯誤や誤認による記録不備まで社会保険庁側に責任があるとのマスコミの論調には、憤りを感じる。 ・知り得た時期は、今回の問題が勃発した時期である。	・記録の確認のために、自分ができる範囲の最大限の努力を行うよう努める。 ・年金保険部業務第2課(現業務センターの前身)に昭和50年代に在職した際、何の打合せ会の席上でかは記憶はないが、「年金裁定請求書、添付書類及び義務処理の過程で作成した各種資料については、マイクロフィルムで永年保存すべき。」と発言したが、「予算の関係で不可能だと聞いている」との回答をもらって断念した記憶がある。また、資格関係書類や市区町村から提出される資料についても事務所勤務時代に同じような意見を上司に具申した記憶がある。 今考えると、この資料が残っていたならば、もう少し国民に対してより具体的な説明が出来たのではないかと考えられることから、当時、保存の必要性について粘り強く主張して関係者に理解を求める努力をもっと行っていれば良かったのではないかと反省している。
4530	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	すべての国民の皆様へご自身の記録をお知らせし、確認してもらうことが必要だと思います。現在進めている特別便・定期便をなるべく早く完了させるためにも、人員の更なる補充と業務の効率化が必要であると考えます。また厚生年金制度においては会社の手続き内容が加入者本人には知らされにくいことから、届出書に本人確認署名欄を設ける必要があると考えます。	私は平成9年以降の採用ですので、はじめて年金の仕事をした時は基礎年金番号に統合されていない番号が多数ある事を知りびっくりしました。ただ年金請求時に統合されると聞いていたので、新聞等に載ったときにも今ほど重大には受け止めておりませんでした。その後、名前・生年月日の登録のない記録があること、国民年金保険料の納付記録の収録が漏れていたケースがあることなどを知り大変な問題だという認識を持つようになりました。	接客の際には、お客様に対し漏れている職歴がないかなど注意して確認するようにしております。この問題の反省点は、お客様に自分の年金記録を確認する機会がほとんど与えられていなかった点だと思います。今後定期便を続けていくことにより、年金記録問題は改善していくと思います。より透明性のある行政を目指していきたいと思います。
4531	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		基礎年金番号が導入された時点で、問題であると感じた。	厚生年金のカセットが閉いていなかったり、国民年金のマイクロが全員分ないことに問題があると感じる。
4532	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成18年ごろ。記録もれなどは稀なケースだと思っていた。未統合なだけで、年金請求時には整理されるものと認識していた手作業の時代とはいえ、国民年金の台帳の記録との整合が取れていない記録の存在は想像以上であった。	記録調査は1件づつ丁寧に対応した。通常の事務処理を1件づつ正確に実施していくしかない。また、基礎年金番号の大切さを一般に認識してもらう必要があると思う。重複番号が発生するのも一人1番号の認識が広まって以内からだと思う。
4533	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に認識しておりません。	方策:「職員・スタッフの士気を高めること」 記録確認や調査に係るハード面(事業所台帳のデータ化等)は整備され、迅速で正確な調査体制が構築されつつあるので、あとは職員・スタッフの士気を上げることで、よりいっそうの処理促進が図られることが期待されます。 職員は毎日遅くまでサービス残業を続け、休日のオンライン稼働日には、記録確認や整備作業にあたるなどしており、振替休日もとることが出来ないような状況であります。 サービス残業をさせるのではなく超過勤務手当を今以上に手当てすることや振替休日が取れない者については、休日給を手当てすることなど、職員の士気をあげることがもっとも効率を上げる得策ではないかと考えます。	社会保険の信頼と信用を失墜させる問題であると認識し、業務上の記録調査等において、氏名や生年月日の誤りの存在があることは、認識していたがこれほどの数に膨れ上がっていたことは想定していませんでした。	相談者に対し事実(記録の誤り)を伝え、記録の訂正や整備等行ってきました。 反省点としては、社会保険の「届出主義」に問題があったと考えます。 統合されていない記録があっても、本人が「会社名や所在地」を詳細に申出なければ統合せず、その記録を放置するなどという、業務処理を行ってきたことが原因であると考えます。
4534	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題が発覚されてからしりました。今までWMを検索しながらお客様と接待、仕事を重ねてきただけに記録が名簿とかなり違うことやWMにはすべて記録が入っていないことにおどろきました。	特別便が始まりお客様の立場に立ちできるだけ話を聞き、名簿をすべて見ながら対応しました。反省点はWM導入時、完璧な記録と法の遵守がされていればこのような問題がなかったのではないかと思います。
4535	地方庁	その他(社会保険事務所)			新規採用後、初めに国民年金課に配属され、WMの納付記録と、領収書で確認できる納付記録が異なっていた事例があり、大変驚いたことを覚えています。そのほか旧姓の記録が未統合である事例は頻繁にありました。 また、以前は本人が年齢を偽って勤めたり、名前を変えて勤めたりしていた例があると聞いていました。 紙台帳による管理からWM管理となり、長い年数のなかで管理方法の変更等で生じた問題と認識していました。 年金の記録が、長い年数のなかで管理される必要があるのに対し、制度発足後その管理や認識がそれに対応していないのではないかと思っていました。	未統合の記録が出てきた際に、会社名を本人から確認する場合に、こちらから言える情報は現在より限られていたため、本人が出来るだけ会社名等を思い出せるよう可能な範囲でお話しするなどしていました。 厚生年金に関して、事業所からの届け出によるため、正しいかどうかの確認がとり難いうえに、制度を知らない場合はなおさら確認が困難であると思います。 また、年金に関する手続き等は、申請主義となっているため、届け出がないかぎり処理ができないことが原因のひとつだと思います。 記録の通知を送付することや、届出がない場合書類を送付するなど、積極的に行われていなかったことが反省として挙げられると思います。
4536	地方庁	社会保険事務所課長級以上	わからない。	旧姓等も含めた同一人物らしき者に対して、本人の記憶が曖昧である者や、まったく記憶がない者(当方としては本人ではと思われることもある。)などのために本人の記憶を引き出すための情報提供を行い徹底的な聞き取りを行う。また、今後もこの問題の解決のために重点的に時間をかけて行うしかないと思う。	手作業業務の時代に年金に加入したことがある者については再加入時において、年金番号が不明であった場合に、あとで他の年金番号が見つかった時点、または裁定請求時に職歴の聞き取りを行って統合すればよいのではとの安易な考えもあったと思う。	社会保険にコンピュータが導入される前なので本人からの記号番号の提示がないと記号番号の調査については時間もかかり難しい面もがあったと思う。 コンピュータが入った時点や平成9年の基礎年金番号の設定した時点で加入期間に漏れがないかどうかの照会をしているので、その時から時間をかけて徹底した調査をやるべきであったと思
4537	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
4538	地方庁	その他(社会保険事務所)	すべて公表されているかと認識しておりますので、私個人のみが知っているものは、ありません。	全員体制で全力で取り組むことは、もちろんのことですが、人員増も必要かと思います。	8年ほど前に、担当係員から国民年金の納付もれ(領収書あり)の話を聞き、 そのときはレアなことかと思っていました。こうした話が次第に多くなり、認識を強く持つようになりました。	一人一人のお客様に、懇切丁寧に説明させていただいたうえで、最大限の納付調査を行う対応をいたしました。 認識のせさを反省し、高いスキルを身につけるよう心がけたい。
4539	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		事務処理について、手管理をなるべく少なくし、システム化することで、けん制するとともに、上司など「知らなかった」では済まさせないシステム造りが必要。		現在配置されているシステム開発部門の仕事において、入力チェックや確認リストなどを工夫することで、誤りや不正を防止することに対応したいと考えている。
4540	地方庁	社会保険事務所課長級以上			国民の皆様、国としても大変重要な問題。 昭和50年から。	年金記録の整備のため、事業所や被保険者に電話照会等しました。 国民の皆様への周知広報の不足。 記録管理に対する認識不足。 年金記録に関しての届出書類の全件永年保存。
4541	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません。	十分な予算と人員で地道にすること。(完了時期等を安易に設定しない。)	地方庁から進達した記録は正しくデータ化され管理されていると思っていました。今回の記録問題が取り上げられ知りました。	お客様の申し立てについては、できる限り速やかに正確にお答えできるよう確認に努めました。 問題発生の要因としては、管理されていた記録を一定期間ごとにご本人に確認する「定期便」が早い時期に必要であった。また、基礎年金番号導入時の制度間加入の記録統合や複数の手帳番号をお持ちの方の整理が不十分であった。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4542	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に無し。	紙台帳記載内容が不明瞭のためコンピューター化される際に誤入力されたケースや氏名の名付け親になっていたケースが一因となっている。複数でのチェックが体制が重要と考える。社会保険全員の問題として優先課題と捕らえ早期に回答し、記録補正については、速やかに再裁定処理を行っていくことが必要。人員を増やして決定までが短縮されてはいるが、人員と経費をつぎ込んでなお一層短縮し、少しでも安心をしていただけるよう取り組むべきと考える。	年金記録問題が今までこつこつ積み重ねてきた国民からの社会保険行政に対する信用をいっきに奈落の底に突き落とされたと認識している。 国民年金免除問題があった直後頃。	マスコミ報道等により、記録に対する関心が非常に高まり、お客様の記録に対する気持ちは以前にまして真剣であり、窓口での対応も慎重かつ丁寧に本人 確認をしなければならないと思い対応してきた。 (7)でも記載している他、国民年金・厚生年金それぞれの年金番号を払いだしていたこと、また、被保険者に対しての指導も積極的ではなかったこともあり、新規に年金番号を払い出していたことも起因している。審査の段階でチェック機能が疎かになっていたと思われることから、二重、三重のチェック体制が重要だと考える。
4543	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	年金記録の資格照会の回答作業で社会保険オンラインによる照会の限界を感じている。 その解決に向け、紙台帳の被保険者名簿のデータ(氏名・生年月日・事業所記号)をデータベース化し検索できれば活用できるものと考えるが、但し、一面で費用対効果の問題と考える。	私がこの年金記録問題の存在を知ったのは、平成19年頃です。それまで年金記録問題に関わる部署に所属していた経歴はなかったことから、当時、事務所の徴収課長として、自己の職務に専念するだけでしたが、事務所に多数のお客様が来訪されて事務所職員全体で対応するようになった時期以降、年金記録問題の概要が分かりはじめたというのが現状でした。	年金記録問題(特に、ねんきん特別便)については、担当課以外の職員からすると、事務所全体で取り組みという姿勢がお客様の来訪が途切れた段階で終息した感があった。その後の照会作業は担当課のみ対応となり、事務処理は大幅に遅延し、結果的にお客様への回答に影響していることに気付く、余裕はない職場環境だった。 その後事務局へ異動し、現在も事務局でお客様への回答作業を行っているが、お客様対応後の事務処理を見越した対応ができればよかったと思うが、やはりリーダーシップをとれる職員は不可欠であると実感した。
4544	地方庁	社会保険事務所長	現時点において、特に情報はなし。 (脱退一時金の記録において、記録整備上、一時金記録を消滅させる事や新しい記録が判明しても、年金額が減額される場合は記録統合は行わない事については、周知されたところであ		紙台帳からコンピューターに記録をデータ管理保管する年代において、読めない字や破損による消失文字があった。そのデータを職権判断にて進達してきた経過があった。	その当時はそれでやむを得ない処理であったと今でも考えているが、生年月日や氏名、フリガナ誤り等がこれだけたくさん出てくれば、あの段階で事業所への照会等こまめな対策が必要であったと考える。
4545	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。		国民の大切な財産を管理させていただいているのに、多大なるご迷惑をかけてしまい、罪の意識を日々感じながら今日まで業務についています。年金記録問題とは、国民一人ひとりの財産の不正介入だと認識しております。 問題の存在時期については、マスコミ等で取り上げられるようになってからです。	新たな問題をこれ以上増加させないためにも、日々の仕事を今まで以上に責任を感じながら、お客様を対応させていただいてます。反省点を挙げさせてもらえば、来所されるお客様に対し「お客様だ」と言う気持ちが欠落していたと思います。
4546	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		1986年、事務所の適用課に配置されたときに、厚生年金手帳を複数 持っていたり、加入の都度新規の番号を取得することがあり、"ひとりがひとつの番号"にはなっていないことを、知りました。また、過去の記録の調査を担当したときには、生年月日を偽って加入しさらにその手帳を紛失してしまうひともいることを知りました。ご本人が勤務先の名称を覚えていなければ、その加入記録は見つけられない、大変なことだと思いました。 1997年、基礎年金番号導入時には、基礎年金番号でさえも、重複付番されていたり、また、他の番号を持っている回答もあまりなく、統合処理がうまく進んでいくのか不安に思ったことを覚えています。 このころの私の認識としては、"国民の関心の低さ"が主でした。 そして、最近、オンラインにのらないマイクロの不備や、古い厚生年金記録の生年月日等が正確に反映されていないなど、社会保険庁の記録管理の杜撰さを認識させられました。 紙台帳から、コンピューター管理への移行時にきちんと取り組まなかったことが、より一層問題を深めてしまったと思います。 国民年金については、担当部署に配置されたことがないので、よくわかりません。	対応については、"その都度できる限りのこと"しかできませんでした。 年金裁定請求書を受け付けるときには、記録の空白部分について、本当に未加入だったのか本人にきちんと確認するよう気をつけることぐらいしかできませんでした。 反省点としては、私が当初"国民の関心の低さ"と思ってしまったことが、"皆さんの保険料を預かって、数十年後の給付に結びつける使命感"のようなものよりも勝ってしまったことにあらわれていると思います。 そして、社会保険庁は、コンピューター管理するときに、手を抜かずに全件移行させなかったことを、反省するべきだと思います。
4547	地方庁	社会保険事務所課長級以上		とにかく、丁寧に1つ1つの記録を突合し、解明していくしかない。	当初は、手番統合もれが大部分を占めているとの認識でしたが、直接窓口に出たり、記録の調査を行っていくうちに記録の不完全なものが多数あることを知りました。また、旧台帳の問題等は、初めて知る職員のほうが多いのではないか。	社会保険庁の記録に誤りがあるということを前提として窓口対応を行い、生年月日、氏名等の入力誤りがあるということを念頭にあらゆる可能性をおって記録調査を行った。 1.オンライン導入時の記録の不備 2.基礎年金番号導入時の手番登録の不徹底(広報不足) 3.申請主義による給付 以上のような問題が重なり、今回の事態を引き起こしていると考えられる。
4548	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	高齢者を除き、拙速な対応とならないよう、慎重かつ迅速な対応・処理が必要と考えます。第二の年金記録問題等ならないよう、丁寧な処理をすべきと思います。	基礎年金番号導入以降、多くの他手番が放置されていましたが、あくまでも届出主義であるという原則から、被保険者、受給者本人からの申し出なくして対応できないものと認識していました。ただ、実際の数字は一切公表されていませんでしたので、どのような影響があるのかは想像もつ	本人より何らかのアクションがあった際は、他手番調査を中心に対応を心がけていました。 社会保険庁のデータ管理、職員の認識に問題はあったと思いますが、ひとえに年金制度が、国民から見て複雑であり、理解されていないことにつきると思います。
4549	地方庁	その他(社会保険事務局)	未加入者の問題。厚生年金を喪失したが、喪失当時、住民票上の住所とは別住所に居住している者で市町村役場等で国保の加入等の手続きをしていないものは、その後、まったく年金には加入しない状態になってしまう。	厚生年金においても、住民票上の住所での登録しかできないようにする。	社会保険庁と国民それぞれの記録管理のずさんさにより発生した問題。 平成15年ごろには年金記録問題がもっと小さい規模で存在すると感じていた。	さまざまな読み方での氏名索引や事業所名検索により記録を探すようにした。厚生年金の記録にも住所を登録しておくべきであった。台帳にある記録はすべてオンラインに登録して、事業所名まで検索できるようにし、氏名索引もしやすいようにカナだけでなく漢字まで登録する。
4550	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	引き続き「年金特別便」や「ねんきん定期便」を通じて、国民の方々お一人お一人に自分の記録を確認してもらう。	基礎年金番号に統合されていない番号がたくさんあり、国民が年金請求時に確認作業が大変になる。基礎年金番号が導入された平成9年以降。	基礎年金番号の導入時に、国民の方々お一人お一人に基礎年金番号通知書を送るのと同時に、自分の記録の確認をしてもらう対応をすべきだった。
4551	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	引き続き特別便、定期便を送付して行く事ですが、その処理体制に見合う職員数の配置を全国的に行う事と考えます。	平成14年期間照会事務に携わりましたが、当時から照会書類は多く配置された職員も少なく処理能力は、wm及び台帳管理の点からも厳しい状況でしたが、それ以前からも早期に統合し回答しなければという問題意識はありました。	平成9年1月基礎年金番号制度発足時、当初5年を過渡期として手番統合を優先したものの処理体制及び人員が全国的に確立されていなかったと思います。また、年金相談の際においての職歴確認が不十分であった事が現在の問題にも繋がっており、このような記録確認体制がしっかりしていれば年金記録問題は少しでも解消できたのかと感じますが、旧台帳や特殊台帳などの存在については、全く知らずこのような物が倉庫にあった事に対しては、期間照会事務に携わってきた者として悲しみと怒りを感じます。
4552	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	ひとつひとつの案件を確実に解決していくしかないと考えています。それに加えてこれまでに明らかになっている年金記録問題の背景や原因を検証し、これからの問題解決に活かしていく必要があると思います。	平成16年4月の採用から半年程度の期間で、国民年金保険料の未納の問題、年金記録ののぞき見などがあり、その後もいわゆる5000万件の「宙に浮いた年金記録」の問題、さらに最近では厚生年金保険の標準報酬月額の改ざん問題などマスメディア等の報道で問題を知ることも多々ありました。問題発生の当初からこれらの問題は早急に対応し、解決する必要があると考えておりましたが、一方で次々と発生する問題にどう対応したらよいのかという解決の困難さも認識しています。	平成20年7月より社会保険事務所の国民年金課に異動となり、ねんきん特別便の対応などに実際にあたるようになりました。未経験の部署ではありましたが、少しずつ必要な知識を蓄えながらひとりひとり、お客様のかかえる問題に対応するよう努めました。全体を見てとらえれば、多くの案件を事務所全体でかかえていましたが、日々の業務を行うにあたり、迅速さを意識しながらもひとつひとつ丁寧に解決していくしかないと考えていました。 私たちはお客様のこれまでの大切な人生の履歴ともいえる年金記録をお預かりしている立場であり、その職責にふさわしい姿勢が必要と考えます。書類の滞留や未処理案件の束を築かないように、進捗管理を徹底し迅速かつ丁寧なサービスを提供していくべきだと考えます。
4553	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ねんきん特別便のご回答をいただいているにかかわらず未だ調査中の方のうち、再裁定や年金受給権発生につながる可能性の高いと思われる年齢の高い方を優先し調査を完了していく体制の構築と、その結果、年金が増額になる方に速やかにお支払いができる体制の構築が必要だと考えます。	将来の年金受給にかかわる大変重要な問題であると認識していました。資格取得届・月額変更届・算定基礎届・資格喪失届等のひとつひとつについて届出が正確にされ、社会保険庁がそれらを正確に処理し、長期にわたって確実に管理していくことでこそ、正確な給付に結び付けていくことができると考えてきました。 年金記録問題を知ったのは「消えた年金」「宙に浮いた年金」等の新聞報道がされた頃です。	ねんきん特別便への対応を中心に、お客様の疑問・不安に最大限お答えできるようとりくんできました。また、適用届書については適正な届出を頂き、正確な処理を行うようとりくんできました。 反省点としては基礎年金番号導入後の手帳番号登録等について、あらゆる機会に積極的に事業所や被保険者の方にはたらきかける姿勢が不十分だったのではないかと考えます。
4554	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	早急な解決は必要ですが、現在のような人員等の十分な配置もなくまた計画性のない中、被保険者、受給者の不審感や不安感を取り除くことは出来ないと思います。まず現状と進行状況を国民の皆さんにお知らせし、具体的計画を示すことが大切だと思います。とくべつ便のように何でもいいから本人に通知するとしたことでは、その後の対応の体制もなく、窓口の混乱、しいてはお客様に何時間も待たせるなど多大なご迷惑をおかけしてしまいました。	問題の発生時点では、おおかたは番号未統合による記録漏れであり、基礎番登録すれば解決するのではと思っていましたが、次から次へと台帳保管のまま放置されていた記録があったことが明らかにされ驚きました。具体的に記録整備にたずさわり記録確認することの困難さ当時のずさんさを強く感じました。	この間、計画性のないとくべつ便の通知により、連日窓口対応に追われる日々でした。ただただお客様のお話を聞き、お詫びする以外ありませんでした。 反省点としては、現場の意見はまったく聞かれることなく、上のほうで一方的に進められてしまい、物理的対応が出来ずかえってお客様にご迷惑をおかけしたことです。(現在も解消されていません)
4555	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	地道に1件づつ被保険者台帳と確認していくしかない。9分9厘正しい記録であると思われるが残りの1厘のために確認は必要である。ただ、例えば国年の還付等が転居等により台帳記載されていない場合などがあり、正しく訂正したつもりが実は誤りとしてしまうこともあるので、過去の事務処理方法を熟知している職員による訂正処理を行わないと誤りの上塗りを行ってしまうことがある。	自分がやってきた仕事を踏まえて、これほど訂正があるとはとても信じられなかった。訂正の事案を見てみると、基礎年金番号が導入される以前においては、取得届に年金手帳の添付がされなかったことによって新番が払い出されているものや、取得届が提出される際に氏名、生年月日を確認する術がなかったこともあり、安易な届出(事業主・本人の自覚の欠如)が素通りしてしまっていた実感があったのだろうと推察される。	特別便対応当初においては、事務所サイドからは過去の記録について、具体的な事業所名を告げてはならないとの命令があり、ご本人に対し説明しきれず悔しい思いもしたが、まもなく本人に過去に在職していた事業所名をお知らせすることが出来るようになり、記録の統合がスムーズに運ぶこととなった。 現時点で見ると、当時は年金制度が縦割りで存在しており(現在もそうだが…)基礎年金が導入された時点で無理やり制度を構つながりにしようとしたことに無理があったと思う。 各制度において制度発足時から年金番号を付番し、どの制度にいようがその番号で一生通すという強い方針があれば、消えた年金等の問題も発生しなかったのではないかと思う。 また、基礎年金番号導入時において各制度間及び制度内における被保険者の統合を徹底的に行っていればこの問題は起こっていなかったのではないかと思う。 当時の方針は基礎年金番号の導入が先で記録統合の処理については何年もかけて行っていくという方針であったと記憶しているが、やり方があまりにも早急すぎたことにより制度の大きな欠
4556	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	この問題を劇的に改善する方策は無いと思うので一件一件の問い合わせ等に地道に対応してゆくしかないと思います。	平成18年採用ですが入庁当初より存在は認識していました。問題の性質上社会保険庁の組織としてのあり方に要因があるのではないかと考えました。	上で組織として問題があると書きましたが、結局は内部の人間それぞれが きちんと自分の仕事をしていくしかないと考えていました。 反省点のひとつとしては、例えばこれまでの業務の進め方の中には非効率的なものもあったかと思うのですが、それを改善することなく継承してしまっていた面が少なからずあるはずで、そういったところは反省すべき点だと思います。
4557	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	存じません。	作業人数を確保し、一定の期間に集中的に作業を行うことが効果的と考えます。	年金記録の誤りはほとんど無いと思っていたが、これまでの確認作業等が進むにつれ記録の誤りがこれほどあったことに驚いた。 今回の記録問題で初めて認識した。	反省点は、仕事に対する法令順守等の意識が低かったことと思う。
4558	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	承知しておりません。	年金記録の管理方法について、現行法における手順をきちんとわかりやすく国民に知らせるべきだとおもいます。	同一人が年金手帳を複数持っていることに遭遇することは、日常的なことであったので、これを記録問題と認識するならば制度発足の頃からの課題であったと思います。	世に言う「宙にういた」状態であっても、裁定請求の時点で統合処理すれば、被保険者本人に不利益を与えることはないものと考えていました。 基礎年金制度を開始させたとき、他の手帳番号を統合し住所を登録することにより、どのような行政サービスが受けられるかを明確に示すべきであったと思います。制度が複雑になることはきめ細かなで公平な制度になることの裏返しであることも公の場で説明するべきだと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4559	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚年同月得喪(A)があり、同月内に厚年の再取得(B)があった場合最初の取得(A)の厚年保険料は還付になるがシステム上の管理がなされてない点と、本人からの指摘が無いと還付していないこと。	システムで把握できるように修正をおこなうか、喪失を入力したときに同月得喪のメッセージが出たときには管理簿等を付け、同月内に厚年取得が無いかチェックをかけるか、喪失通知に会社から本人に伝えてもらう為のお知らせを送付する。	年金問題を初めに知ったのは採用(平成17年10月)の半年後ぐらいに新聞報道で知りました。採用時には庶務課であり何でこんな事が起きたのかまったく分かりませんでした。	組織として恥ずかしい話であり国民の方には大変申し訳ない思い、調査担当課の仕事を、自分の仕事が多少手が空いたときに手伝っていた。 年金の裁定時に本人の申し立てで確認し、組織として手番が数多くあるのを把握しているのに裁定時に統合すればよいという考えに、結果的になっていた点である。 『年金記録を管理する組織』としての仕事の方向付けを誤った。
4560	地方庁	その他(社会保険事務所)		数が膨大であるため、対応する十分な人員の確保また研修の実施と、対応にかける時間が必要だと思う。 限られた時間で解決するのも大切だが、時間制限を設けると、逆に記録判明に向けた作業が煩雑になると考える。 年金問題に関しては(記録問題だけでなく請求手続きも含む)キメ細やかな対応や知識が必要。ゆっくりと時間をかけて1件1件処理をしないと、国民に不利益が発生する。	基礎年金番号に統合されていない番号が存在することは知っていたが、実際の数(5000万件)もあるとは認識していなかった。 問題発覚以前から、年金請求の際は旧姓の氏名索引などしており、未統合番号があった場合、ご本人に詳しく聞いて、できるだけ統合するようにしていたため、年金受給者に未統合の番号があるとは思わなかった。 未統合番号は、受給権者ではなく、被保険者が主だと思っていた。	大切な保険料を預かっているという認識が少なかったと反省している。 未統合記録を1つの記録としてしか見ていなかった。 国民本人や事業所が保険料を支払っているのだという認識に欠けていた。 また、年金記録の調査作業について、専門的な研修を受けておらず、後々で知りえたこともあった。 マイクロの見方などは各県での特徴があり、それを知らないと検索することができない事例があ
4561	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般の認識について、いまひとつ把握できたいませんが、とくに新しい事象は存じません。	短期派遣の人材等でなく、職員やOB等年金記録についての深い知識があるものが、多数ある程度の期間、専任して記録調査・回答にあたれるようにすること、とそのための人員の確保。 システム上の改善、外国人など読み方の違い等で検索が出来ない等あるのでWM上での検索の改善などさらなる2重附番を防ぐ方策を。	いつからとはっきり覚えてはおりませんが、過去年金についての一般の関心と、年金番号を保持し使い続けるという認識がひくく、複数の年金番号を使用して手帳紛失している方が、数多くいること、そして記録の調査については、本人の記憶によることとなりますが、自身の勤務していた会社名を記憶していない (屋号や店名などしか分からない)場合も多く、調査が困難であることは認識しておりました。	記録の調査依頼を受ける際に、当時の状況等よく聞き取りし、分からない点少しでも思い出していただいて、調査の目当てとなるようにとしている。 反省点は現場の意見に反して、旧台帳などの古い記録の確認できるものが多く廃棄されてしまったこともあると思われますが。
4562	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	オンラインでの検索条件の改善。(検索条件にもう少し柔軟性を持たせる等。)	早急に対応し、解決するべき問題。 統合がされていない年金番号の件数等を具体的に知ったのは、公表されてから。	年金記録問題公表以前より、番号統合への取り組みはしていた。 未登録番号への認識不足。
4563	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	勤続25年を超えているので厚生年金・国民年金それぞれの"ずさんな"記録管理は見てきました。 そのことが具体的にどのような問題として直結しているのかわかりませんので、このアンケートの内容には記載できません。	政治的な解決方法が一番だと思いますが、現場的にはシステム改善が最優先だと思います。その上であらゆるデータを入力し、過去の問題点を詳細に拾い上げ、可能な限りシステムによる問題点の洗い直しを行い、人力的にはお客様との接触に全力を注ぐ方法が良いと考えます。	年金問題自体は「来るべきものが来てしまった」といった認識がありました。 年金記録に問題が有るとの意識は入社2年目から持っていましたが、どのような意見や心配事を話しても職場環境的には、どのようにも変わりませんでした。	年金記録は何年何十年先に問題となることから、現行問題が生じていなくとも日常業務の"ツケ"は積もり積もると予測し、諸先輩や上司に質問や意見は言っておりましたが、現実問題改善されるような組織ではありませんでした。 何度も上司や先輩と意見の対立はありましたが、体制に流されてしまっていたことも事実ですので、そのことは深く反省しております。 今思えば、もっと組織の外に向かって状況発信をしていれば少しでも改善されたと思います。 ただ、その場合組織人として職場に居られたかどうかはわかりませんが・・・。
4564	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		①「基礎年金番号」導入時に言われていたことですが、「基礎年金番号」のみで記録管理ができるようになるには、20歳で「基礎年金番号」を持った人が年金請求するときであるとのことでした。このことから、現在も実施されていますが、義務教育課程においてきちんとした「年金教育」を実施することが必要だと思います。現在も、基礎年金番号を複数持つ人が皆無でないことを考慮した場合、急務であると思います。②現在公的年金に加入している人は、厚生年金・国民年金・船員保険・共済組合と異なる加入記録がある方が大多数を占めています。この方たちの公的年金記録を確実に統合していくためには、市町村窓口での手続きと連動・一体化した届書の採用が必要であると思います。国民健康保険加入と国民年金加入、住民課での住所変更と基礎年金の住所変更届の一体化、住民課の死亡届と年金受給者の死亡届の一体化等、一体化することにより、国民の利便性の向上と、手続きの漏れが防げると思います。これ以上の漏れの発生を防ぐことは、重要な方策。 思われます。③現在の受給年齢・受給者の方たちの年金記録の確認については、現行の方法で着実に実施していくことになると思います。しかし、21年の事務処理誤りの中にもありましたように、他人の記録を統合した場合はお二人の方にご迷惑をおかけするわけで、確実な作業が求められます。業務に精通した社会保険OBの活用、ボランテイア(交通費のみ実費)などでベテラン	「宙に浮いた年金記録」としてマスコミ報道がされたところですが、実際に年金相談窓口では、複数の年金記録の保持者は多数窓口にお見えになり、氏名・生年月日のみではなく職歴を確認しての丁寧な記録確認を行っていました。また、基礎年金番号は導入されたけれども、事業所をやめるときに円満に辞められた方ばかりではなく、次の就職時にも新しい年金番号で加入される方は多数存在していました。国民年金加入のための市町村窓口では、年金番号が不明な方も多く、社会保険事務所との電話のやり取りの中で年金番号を確定したり、基礎年金番号導入後は国民年金加入時に年金番号の統合を行うことを地道にやっていました。市町村広報誌で取り上げていただいたり、市町村担当者の協力により国民年金制度が円滑に運営されてきた面は大きく、国へ事業が整理されたときに市町村担当者から、せっかくの今までの努力が水泡に帰す、との嘆きを多く受けました。佐賀県では、市町村担当者の協力も得ながら、丁寧な業務を実施してきたつもりでしたので非常に残念でした。	平成18年4月より事務所年金相談窓口に配置されていましたので、正確にお客様の年金記録を確認することを窓口職員とともに実施しました。お客様の記憶も古いものについてはあやふやであり、時間を要す業務です。また、記録確認時に、お客様のお申し出の部分の確認のみでなく、多面的に確認し、一回の来訪できちんとお客様の記録の整理が済むような業務を実施するように職員へ指導しました。反省点としては、あまりにも早急な対応が求められたために、どこまで、どのような確認が必要であるかの整理がおろそかになり、特別便の発送も何回も同一人へ送付するような事態になり、混乱したことは反省すべきであると思います。年配の方では、郵送の封筒を開封もせずに持参される方は多いことでした。現在も、やっと住所変更届の重要性が理解されてきたところですが、お客様へお知らせする方法を検討する必要があると思います。団塊の世代が年金受給年齢に到達するという時期と重なった点は残念ですが、基礎年金導入後の世代とか40台ぐらいの方へは実施時期をずらすなどの対応がよかったのではないかと思います。また、佐賀県のように小規模・零細事業所では担当者も年金制度をよく知らないという場合も多く、事業所の担当者への説明会は必要な事業であると思います。出席率を向上させるのは、至難のことではありますが。今後は、日本年金機構となり民間となるわけですので、自治体の協力が今まで以上に得られるような方策を検討することが必要と思われます。
4565	地方庁	社会保険事務所課長級以上			厚生年金では、「年金記録は各被保険者からの申出により、保険者が確認を行う」としていた。いい換えれば、年金記録は各被保険者が自己責任で管理し、転職や裁定請求の際に申し出ることにより給付へと結びつけるという方針であったことになる。 当時の状況(紙台帳による手管理)からすれば妥当な方法であり、この時点では問題はなかったと考える。昭和30年代にコンピュータによる管理が導入されたが、当時の記憶容量では住所等のデータを管理することができず、散逸する記録を整備することが困難であったのも事実である。 問題は、コンピューターなど技術の向上に応じた記録管理システムの構築と更新を怠ってきたこと。過去の記録整備に対する熱意が不十分であったことにある。 これらの責任の大半は、「記録管理は自己責任」という当初の方針に固執し、システム構築や記録整備などについて予算措置を含む積極的な対応を取ってこなかった、歴代の幹部にあると考える。 ここ数年、「年金記録問題」が国会やマスコミで盛んに取り上げられたが、グリーンピアなどの積立金の使途の問題や、職員の不祥事などの諸問題を混同してセンセーショナルな追求を行ったため、議論が本筋から外れていった。 これらに対し厚生労働省や社会保険庁は、追求の都度、情報や対策を小出しにするという対応を行ったため、問題解決のための根本的な議論が深まらず。首尾一貫した方針も確立されなかった。 いつしか矛先は、社会保険庁職員の個人責任に向けられるようになり、記録問題の解決に至る道筋が明確とならないまま、管理責任を負う社会保険庁が解体されることになった。 「結果責任」は、「結果を変えることができる立場の者」が主として負うべきものである。しかし現実には、組織の末端にいる職員ほど重い責任を負わされる結果となっており、「組織的な無責任」がまかり通っている。	職員個人としては、自らの職責の中で努力することしかできない。お客様の声や職場での矛盾や意見などについて、庁LANで積極的に提言・情報交換したが、根本的な解決とはならない。 組織としては、「その場しのぎ」の対策を場当たり的に出すのではなく、方向性を定めた議論と準備を十分に行うべきだと考える。 ①問題点の正確な分析を 「年金記録」といっても、様々な要素が絡み合っている。「消えた記録」にしても、手番を統合するだけのものから、文字通り「消えて」しまったものまである。制度的にも、厚年・共済・国年は歴史も仕組みも異なり、管理していた組織も異なる。 これらの問題点を整理し、分類し、それぞれについて最適な解決方法を研究することが重要である。 ②現実的な到達目標を 「消えた記録を1件残らず明らかにする」といっても、古いものでは60年前のことであり、当事者が死亡していることも多い。 これらを無理に期日までに処理しようとすれば、調査・確認の基準が安易になり「他人の記録を統合する」という結果を招くことになる。 実現可能な目標と期日を定め、合理的な処理方法・体制を確立しなければ、結果として国民の利益に繋がらない。 ③手続の見直し・簡略化を ここ数年、業務のマニュアル化が進められた。マニュアル化による、均一・公正な業務処理は否定しないが、行き過ぎると組織の硬直化を招く。 例えば年金再裁定において、新たな記録判明により受給権発生が遡及する場合がある。生計維持確認のやり直しが必要となるが、マニュアルは「年金を今から請求する場合」を想定して作られているので、「数十年前の生計維持確認を受給者や遺族に対して求める」などの不合理な要求を行うことになる。 「過去の年金記録を補正する場合は、既裁定の年金の権利関係は、すべて無条件で継承され
4566	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	【この問題】とは(6)の内容だと思いますので回答不要と判断しました。	5,000万件の未統合手番について記入します。 適用業務を行ったのが昭和62年11月に国民年金課に配属(平成3年3月まで)になってからでした。国年は住所情報があったので、一人で複数の番号を所有することはあまり無かったと思います。 基礎番がスタートする直前の平成8年4月に厚年の適用業務の担当となりました。厚年についても住所情報の提供を受け始め、基礎番実施後は取得時処理時等機会がある時に手番統合処理をしていました。 平成14年4月に年金給付業務担当課に配属となり、裁定請求時に本人の旧姓を検索し、手番があれば本人に確認をした後、手番統合処理をしていました。 以上のような感じで事務処理を行ったと記憶しています。未統合手番については、裁定請求までに確認すればよいという意識があったと思います。 基礎番実施時に、本庁は「5年をかけて手番統合する」と言っていたような記憶があります。「本当にできるのか？」と思ったことがありましたので、基礎番実施時にはかなりの未統合手番があ	年金給付担当時に本人からの申出が無くても旧姓での手番の有無を確認し、極力漏れがないようにしていました。しかし、本人からの申出が無いケースについては、WM検索が中心だったため未収録の手番や、収録内容誤りの手番があることは知らなかったため、それ以上の確認はしませんでした。 今思うと「あの時に・・・していれば」」と思うことがたくさんありますが、①記録管理の状態がどうなっているのかという情報が共有されていなかった。②お客様への情報提供が全くされていなかった。という事が大きな反省点だと思います。
4567	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録問題については、年金記録の管理体制自体が世間一般の人たちに知られていないことが問題であって、年金制度の周知徹底がされていないこのほうが今回の問題化した原因であると思います。私自身もこの職場に勤務するまでは、年金制度自体の内容が知らなかったので、学校等で学ばせていないため年金制度の内容まで知らない人が多いと感じていました。	年金記録の整備には時間をかけて慎重に整備をしたほうがいいと思います。なぜ時間がかかるのかを国民に十分説明し、理解してもらえばいいと思います。もちろん、すでに受給されている方、受給年齢に達している人たちを最優先に処理することには努力を惜しまないつもりです。早急に整備されることが望ましいですが、整備を急ぐことで通常ならしないミスが重なり、さらに、問題をこじれさせる事例も生じているのも少なくないと思います。	私がこの職場に就いたときは、現務(WM)を使わない部署だったため、私が年金記録不備があるのではないかと思ったのは、実際に社会保険事務所に配属された平成4年頃に薄々記録の管理に疑問を感じていました。直接年金記録に関わる部署にはつかなかったため早く記録が整備されないかと思っていました。	直接の担当になかったにせよ、意見を積極的にすべきだったと感じています。
4568	地方庁	その他(社会保険事務所)	公務員たたきのための材料として、悪いのは社会保険庁だけとのマスコミの意図的な捏造報道のもと、世間一般ではまったく真実への理解がなされないばかりか、そこから遠ざかる誤解曲解のみです。歴史的にも、窓口のお客様のお話からも明らかに①事業所の意図的な、犯罪的な虚偽申請②意図的でないにしても無理解に起因する無責任な誤届けおよび届出漏れ③被保険者本人の偽名や年齢詐称④被保険者本人の紛失、この4点が原因の99パーセントと確信している。(残り1パーセントが管理上の「道義的」責任として社会保険庁)いわば、事業所と被保険者本人のだらしなさこそが記録問題の中心となるべきことです。役所批判も国民年金に関しては市区町村の担当者の質の悪さももう少し注目されてもいいと思います。	先の大戦と同様、もっとも悪質なのは軍部でも政治家でもなく、民衆を誤誘導するマスコミです。感情的にそれも筋の悪い俗情に訴える捏造報道の洪水の中では、われわれのささやかな主張も黙殺、曲解の上、問答無用状態で切り捨てられました。残されているのは①社会保険庁の名誉毀損として法的手段にでるか、②国税庁に新聞テレビの脱税追求の強化を依頼し、さらに③総務省には放送法を盾にしてテレビの放送権を剥奪を依頼する。以上を冗談でなく本気で実行する。以上が唯一かつ有効な手段と考えます。	上記に示したとおり、だらしのない事業所や被保険者の面倒をどこまで見るのか、時間とお金を無尽蔵につぎ込めば多少のスピードアップ対は図れるだろうが、費用対効果の上では地道にやるしかないし、住基コードも存在しなかった時代には、こちらが主体的に動ける状態ではなかった。ただ、こつこつと時間をかけてやるしかなかった。	あくまで思慮なまでの取り組みに不満はあるが、具体的な代表が存在しない以上、大きな落ち度はなかったとの認識である。過去の先人の話や歴史を学ぶことでなお一層その思いを強くした。それゆえに不勉強かつ捏造ばかりのマスコミ報道による民衆洗脳で絶望的なまでに我々と客との認識には深い断絶が生じた。私は「現在の尺度で過去を裁くことの愚は避けるべし」との歴史哲学を学生に学んだが、「ペンは力なり」などと叫ぶマスコミがこの認識をまったく持ち合わせていないことに驚くとともに、こんな浅薄な報道にいとも簡単に洗脳される民衆に深い深い絶望感を持ち、すべてが虚しく思われ、いまは何も考えないことにしている。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4569	地方庁	その他(社会保険事務所)		この問題に解決には時間、また、それを調査する十分な人数が必要です。 現代もアルバイト等を動員して進めていますが、結局職員に加重労働になっています。早期解決のためにも、十分な人数の職員を導入すべきだと考えます。	人の生活、一生に関わる重大な問題だと思います。 一昨年、年金問題が問題になったときです。	基礎年金番号がスタートするまでは加入制度ごとに番号を払い出していました。そのため、基礎年金番号がスタートしてからも、基礎年金番号以外の手帳番号を持っている人もたくさんいました。基礎年金番号スターと当時、手帳番号を基礎年金番号に統合するように案内はしましたが、世間の関心は、当時年金に対してはまだ低く、統合が進んでいなかったと思います。「消えた年金」といわれますが、それだけではないと思います。現時点から反省点として考えられるのは、世間の関心の低さもあります。そういう世間にもっと関心をもってもらうための広報、小さいときからの教育をもっとするべきではないでしょうか。実際、私も奥様方に「こんなに大切なのだから、もっと周知すべきだ。どうして学校等で教育しないのか」と言われたこともあります。(年金教育は学校でも少ししていますが、実際学校の教師に生涯学習の一環として年金教育をするようにお願いしても、教師の関心が非常に低かった)今回のことで、すっかり悪いイメージが定着してしまいましたが、逆に言えば、世間の関心が高まったことになります。 なかなかイメージはよくなりませんが、これからは、年金制度のことをもっと広報するべきだと思います。年金はとても大切な制度だと、私は思っています。 また、第二年金問題が発生することのない様、記録の管理をきっちりとしなければいけないと
4570	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	地方の職員としては社会保険庁が指示に従うのがよいと思います。	期間重複や統合されていない手帳番号があるのは知っていましたが、特に問題意識はありませんでした。	社会保険庁の指示どおり対応しました。職員の個人情報に対する意識が低かった。
4571	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていることしかわかりません。	・人員増 ・専門部署をつくり記録の整理、調査にあたる。 ・職員の育成(経験のあるもの、過去の経過に詳しいものが退職し、任期つき職員や採用直後の正職員ばかりになっているため。)	このような事態になるまで問題とは意識していなかった。 私は平成14年採用で、適用課に所属していたが、 資格取得の処理をする際に手帳記号番号が2つ以上 ある方が非常に多いことを不思議に思っていた。 事務所で地道に統合を続けても、少しも減らないのが 不思議だったが、具体的な数字でこの現状を説明してくれる 上司はいなかった。 宙に浮いた記録問題が大きな問題になってから初めて状況を 認識し、また、氏名・生年月日・性別等が違っているために 未統合のものがあったり、そもそもオンラインの記録から 抜け落ちていたりするものも数多く存在することに がっかりした。 問題が広く取り上げられたことによって 国民が皆自分の年金記録や年金の制度に関心を持ってくれた ことをプラスに考え、少しでも多くの記録が整理されるよう 努力していきたい。	
4572	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	はやく処理するべき問題ではあるが、雑にならないよう、1人1人の調査を丁寧にやるべき。それ以外にはないと思う。	報道によって知ったが、当初は手帳番号の未統合記録だけの話と思っていたが、ここまで大きな話になるとは思っていなかった。この問題により、年金制度そのものの信用をなくなってしまった。	問い合わせについては丁寧に1件でも未統合の記録を見つけたいという気持ちで対応していた。 社会保険庁自体の管理責任もあると思うが、年金制度の周知が徹底できてなかったことが、反省点と思う。
4573	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思い浮かびません。	1件1件地道に作業するしかないと考えています。	基礎年金番号制度発足時にある程度統合されたものと思っていました。また、年金裁定時に手帳番号の確認をするということが共通認識であったと思います。 基礎年金番号に登録されていない手帳番号が5000万件もあるというのは、報道で知りました。	年金給付課在籍時、年金を裁定する際は、オンライン記録でわかる範囲での確認を課内で徹底していました。 しかし、生年月日違い等のオンライン検索で見つからない記録については、本人からの申し出がない限り調査できなかったことや相談窓口での詳細な聞き取り、他管轄分のマイクロ検索などが必要だったのではないかと考えます。
4574	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	①同一月に厚生年金加入・脱退をした後、再度厚生年金に加入した場合において、被保険者は最後の加入期間以外は保険料の還付を事業主を通して受けられる権利があるが本人が申し出なければ還付する手だてがない。 仮に数年後に記録確認で判明しても会社がなければ、返す方法を具体的に示すことができない。未だに庁は検討中。一ヶ月分の零とはいえ年金の信用にとっては重大なこと。 ②また、扶養認定・算定基礎月額決定・適用の可否等年金の金額に結びつく項目についても「おおむね‥‥」「総合的に勘案して」等曖昧な基準が多く、マニュアルをいくら作っても現場任せで、お客様とのトラブルの原因になっている。	①については、被保険者に責任はなく、請求を受ければ事業所を介さず本人へ直接被保険者分の保険料を機械的に把握し還付する。 1年2年の未納期間を救済することに比べれば、金額件数は多くない。 ②とにかく、古い通知・通達を全て見直し現在に適応した細部まで説明できる法整備・マニュアルの作成が必要。	手帳番号の統一も無く、請求時点での清算が未完全な記録管理のためにできなかった。 実際には請求時点での清算が不完全な記録管理のためにできなかった。 庁に進達した記録の処理が杜撰なこと。事務所で保管している紙台帳・マイクロの劣化等記録の管理か適切ではないと感じ始めた平成19年頃です。	現場レベルでは、せっかく基礎年金番号を設定しても、なお新しい番号を払出事の無いよう注意したり年金手帳の重要性を周知することしかできません。 紙やマイクロといった非効率な状態で長い間記録を管理せざるを得なかった厚生省の予算制約・人員制約・仕事のやり方等の原因を把握し、正確な記録管理をするだけの予算・人員・保管スペースの確保が必要。
4575	本庁	社会保険事務所課長級以上	特に無い。	年金記録の照会をされている方の中には、当時、国民年金の任意加入期間であったため、未加入期間となっていた方からのご照会が多数見受けられます。これは、度重なる年金制度改正等により、当時の制度が周知されていなかったためと思われますので、今後送付される記録関係の書類に制度(任意加入者等)の説明文を同封する等の方策を取ることが必要と思われます。 また、説明文については、高齢者用や年齢に見合った内容の同封を行なう事により、不要な照会と思われる件数が減少し、結果として現在持ち主の確認できない記録を詳細に調査を行えると思われる。	平成9年に基礎年金番号が導入されましたが、以前は厚生年金・国民年金でそれぞれ番号が付番されていたが、基礎年金番号の通知に簡単な案内(別の年金番号が確認できる場合には、回答を依頼する。)だけであったため、問題が大きくなったと思われる。 また、被保険者本人の制度認識が不足していた事及び社会保険事務所等でも年金の裁定請求時や被保険者の記録照会時等に順次年金加入記録を確認を行う等により長期間での解決を行っていく考えであったのではないかと思われる。(オンライン記録上には、同姓同名の者が多数いることは採用された時点から認識していたが、本人の申立がないと記録の確認はできないため統合処理は行えなかった。)	厚生年金加入時及び国民年金加入時等の手続時に年金記録の確認等ができる体制が必要であったと思われる。 被保険者への制度周知が不足していたと思われる。
4576	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在おこなっている作業を確実に進めることが一番よいと思います。	基礎年金番号に統合されていない、誰のものか分からない年金記録が存在することは以前から認識していましたが、既に死亡された方の記録は確認不可能であり、受給開始している方は請求手続時に確認しているはず、今後受給される方は請求時に確認できる、と考えていました。	ねんきん特別便の窓口対応や事務処理については積極的に対応しようと考えていました。反省点としては、もともと重大な問題であるという意識が低かったことだと思います。いづれ本人からの申し出によって記録は統合されるだろうと思っていました。
4577	地方庁	その他(社会保険事務所)	『宙に浮いた年金』を全て解決すること、まして2年以内で解決することは不可能に近いこと。	地道に記録判明にむけて、調査していくしかないと思います。また、マスコミ(国民)に早くこの事実を国としてきちんと説明するべきだと思います。	年金記録問題の解決は、制度発足時から現在に至るまでの法律、時代背景等、全てについて精通していなければ対応が難しく、また解決に時間がかかる問題だと認識していました。 そのことを知ったのは平成18年～19年頃だと記憶しています。	自らの知識を深め、お客様の立場にたって対応にあたること第一としていました。反省点として年金記録への関心を未納問題からではなく、こちら側からアプローチし関心を高めるよう努力すべきだったと思います。
4578	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	特にありません。	平成19年5月に年金問題について知りました。 年金は高齢者の生活や将来の生活設計に大きく影響するので、すべての人の記録を一日も早く整備し、年金制度に対して安心と信頼が得られるように責任を持って解決に取り組まないといけない問題と認識しています。	一人でも多くの人に納得してもらえるよう申し出があった記録についてしっかり 調べました。 早い段階から年金について関心を持ってもらえるよう20歳になるときに説明会をしたり、年金を受け取る年齢の人にどういったときにどのような書類が届くのかなどの説明会をして年金について知ってもらうことが必要だと思います。
4579	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知っている事はありませんが、予算の事を(8)(9)に記載いたしました。	年金記録問題の対応について、特定業務契約職員等で対応を行おうとしているが、業務を行うにあたって、この特定業務契約職員への指導・教育を行なう為の時間と労力がかかる。 業務遂行の正確性等を考えると、社会保険の過去からの歴史、知識、経験等が十分に備わっている、懲戒処分を受けた為に日本年金機構に採用されなかった職員等を含めて、年金記録問題解決を図る方が、正確で迅速な事務処理が行えると考えます。 頭数だけ増やしても正確で迅速な事務処理は出来ないと考えます。	旧台帳の記録を、磁気媒体として管理を行なおうと社会保険庁が大蔵省へ予算折衝を行なったが認められなかったと聞いている。その為、紙媒体での保管、マイクロフィルムでの管理となった。	上記の問題は、予算が付かなかった為の問題であり、一個人では対応出来ない。この時点で大蔵省より予算を付けて頂き、旧台帳を磁気媒体で管理を行なっていれば、こんなに大きな年金記録問題にはなっていなかったのではと考える。
4580	地方庁	その他(社会保険事務所)		すでに死亡している受給者や被保険者もいるので、100%の解決は困難であろうと考えるが、特別便・定期便の活用によって未統合記録の解消を図っていくべきであろうと思う。	氏名索引によって検索できない記録が存在すること。(例、WM上の氏名が脱落している記録や紙台帳はあるのにWM上に記録自体が存在しないなど) 期間照会事務を担当していた平成15年頃。	WM上の記録が全てではないということを認識し、紙台帳(マイクロ)の検索や他庁照会を行い、記録の有無を確認する作業を徹底した。また、氏名索引によりご本人のものと思われる未統合記録が存在する場合は、聞き取り等により確認を行い、未統合記録の解消に努めた。 反省点としては、紙台帳の記録が全てWMで確認できる状態にしてから特別便等の送付を行うべきであったと思う。紙整備されていない記録が存在するまま受給者・被保険者に記録確認をお願いしたことで、現場は混乱してしまったと思う。
4581	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません。	一気に解決することは不可能なので1件づつ地道に照会をしていくしかないと思います。 そのためには、より多くの皆様から反応と事務所側の作業の効率化が必要になってくると思います。 ・送付文書、返信用文書も分かりやすくする(手間を掛けさせない)。 ・WMで未統合記録に関する通知の送付、回答、窓口訪問、確認中(どこだれが)などの詳細履歴がわかるようにする。場合によっては詳細等について相談受付票や回答票等をPDFで取り込むなどして、対応が重複しないようにして職員とお客様の手間を省く。 ・回答、接触がない方々には、現在の国民年金推進員のような外回り専門職員を配置して戸別訪問する。 あと、少なくとも今後の社会保険加入、国民年金納付の有無を巡る問題を発生させないためには、年金通帳等で各自が随時確認する方法は有効だと思います。	俗に言う「宙に浮いた年金」問題の時は、事務所では基礎への統合漏れについてかなりの件数がある事は認識していました。 生年月日の誤りやフリガナの間違い等がある事も認識していたので年金裁定や相談時に氏名索引(生年月日に幅を持たせたり違う読み方で検索)をおこない統合していました。基本的に加入していれば記録は必ずあると思っていたので、必要以上に世間が騒いでいると感じていました。 しかし、実際に記録突合や記録補正など業務を進めていくうちに氏名検索等にひっかからない氏名・記録が入力されていない厚生年金記録が多数ある事を知り事の重大さをはじめて認識しました。	WMの記録が絶対ではない事をを意識し、相談者が申し出た記録が見つからない場合は基本的に事務所に保管されている紙台帳(080)や事業所台帳を以前よりも入念に調査するようにしました。 この問題で相談窓口にお客様が殺到した時にも、未統合の年金記録について事務所側から提供する情報を制限するような指示があるなど、別人記録との統合を警戒しすぎた面もあると思います。 99パーセント本人のものに間違いないと思われる記録でも事業所名称を伝えられなかったために、本人が思い出せず統合できなかったケースも以前は多々ありました。 基礎年金番号を設定した時点で、現在のように積極的に本人の疑いのある記録を順次お知らせして統合を進めておけば、皆様を過度に不安にさせる事なく「宙に浮いた年金」と「消えた年金」の問題を切り離して対応できたのではないかと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4582	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	システムに関連する問題もあるような報道等を耳にしますが、日常業務のことを考えると人手不足が一番の問題と考えます。対応する職員においても余裕がない中、対応している状況を考えると人手不足の解消をすること、そして基本的なことですが役割分担の徹底を図ることだと思います。	大きな問題と思いました。存在に関しては、新聞等の報道がされた頃に知りました。	状況を踏まえ、法令遵守の徹底を図り、業務に当たると考えました。この問題として考えることは、数字(率)でものを見るという点にあるのではないかと思います。たしかに数字によって判断することも必要と考えますが、地域性や人口とのバランス等を考えず、数字(率)だけを追い求めたことがこうした結果になったのではないかと考えます。
4583	地方庁	その他(社会保険事務所)				
4584	地方庁	社会保険事務所長	現在指摘されている年金記録問題以外には存じておりません。	平成19年8月に策定した「年金記録適正化実施行程表」及び平成21年3月の「年金記録問題のこれまでの取組と今後の道筋」等を確実に実施していくことだと考えます。 作業が進むにつれ、困難を極める問題が多くなり事務所単位の対応では難しくなることが想定されることから、各都道府県単位で熟練者によるプロジェクトチームを設置して集中的な取組を行う体制が必要であると考えます。	職員の意識、事務処理方法及び経年のシステム設計の積み重ねに起因する問題であると認識していました。 平成16年6月頃、初めて問題の存在を知りました。	職員の意識改革、個人情報保護等法令遵守の徹底及び諸方策の確実な実施に取り組みました。 年金記録問題が発生して以降においても、職員の意識に起因する問題を指摘されたことが反省点であると考えます。
4585	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思い当たる事例はありません。		年金記録の管理には、制度、管理体制、被保険者の意識の3つがそれぞれの立場での責任があると思います。 どこか1つだけが悪いのではなく、それぞれに不備等があり今日のような事態になったのだと思います。 もちろん、責任の度合いは違うと思いますが。 基礎年金番号導入時にも、番号・記録の重複がみられましたので、その頃より個人の年金記録を整備する必要があることはわかっていたと思います。	反省点としては、 第1に、特に厚生年金記録には当初、同一人物を社保側で特定できるような住所管理をしていなかったこと。 第2に、機械化や基礎年金番号導入時に積極的に記録統合および補正の方策をとれなかったこと。 第3に、一般被保険者への制度周知が低かったり、記録に対する意識・関心が低かったこと。 など、こういったことが絡み合って問題が複雑になっていると思います。 私自身は、この記録問題が表面化して初めて厚生年金の調査や記録補正等を行いましたが、確認できた記録については、その時点で補正を完了しきれるようにと精一杯努力したと思っています。 ただ、あいまいな記憶から調査をするには、知識や経験・カンといったものも必要ですし、丁寧な調査には時間がかかってしまします。 早く回答をすることは、もちろん重要ですが、時間が区切られてしまうことにより十分な調査ができなくなってしまうのではという危惧もあります。
4586	地方庁	地方社会保険事務局長	承知していません。	(6)のとおり	問題となる前は、年金の記録は請求時に、請求者の記憶確認により正しいものになると漠然と考えていました。 なお、年金記録問題は、報道等によりその存在を知りました。	社会保険庁の取り組み方針に基づき、対応してまいりました。 年金記録問題は予算の問題等もあるでしょうが、年金定期便のように本人の記録を直接送付するなどして、お知らせしてこなかったことが反省点としてあります。
4587	地方庁	その他(社会保険事務局)	厚生年金の資格喪失時に、事業所が喪失年月日を退職日で誤記入しており、厚年記録が1ヶ月減ってしまうケースが多くあるのではないかと思われます。 また、保険料負担を嫌う事業所側から十分な説明がないまま(あるいは被保険者も同意のうえで)あえて末日を喪失日にするケースもあり、数年経過して期間照会を行う際トラブルとなることも多いように感じます。	資格喪失届の様式を変更し、事実発生日を記入する欄を設けることが望ましいと思いますが、以前マニュアルの疑義照会回答で省令改正が必要との回答が掲載されておりましたので、是非早期の実行をお願いしたいと思います。	平成13年に私が入庁した時から、年金記録未統合のため生じる問題については知っていました。当時事務所の風潮としては裁定請求時にまとめて統合するため、統合のための積極的なご案内や勧奨等は行う必要はない、というものだったと思います。そのような職場の風潮に当然疑問は抱きましたが、何も意見しなかったわけですから、入庁当時の私の認識は甘いものだったと思います。 現在の私の認識としましては、社会保険庁は年金の保険料徴収から給付まで全てを執り行なっているのですから、年金記録の適正な管理は当然の責務であると思っています。機構発足後の2年間で解決できるよう、全力で取り組まなければならないと思います。	年金特別便対応のピーク時には窓口での待ち時間が5~6時間に渡し、肉体的にも精神的にも非常に過酷なものでしたが、お客様に対しては年金制度の信頼を損なわせてしまったこと、記録問題解決のためにご足労いただき、お待ちいただいたことについて一人ひとりにお詫びしました。手書統合には細心の注意を払い、正確かつ迅速な処理を行いました。 反省点としては、いまさら仕方が無いことですが、やはり年金記録の手管理からシステム管理へ移行する際にもっと正確に行えなかったのか、また基礎年金番号制度の導入の際の名寄せ時に年金特別便のような大規模な調査が行えなかったのかという思いはあります。また、年金特別便発送前後についてはオンラインでの調査に限界があるため紙台帳を手作業でめくったり、電話相談センターを開設したものの端末が不足しその場で詳細な聞き取りができないなど、対応が後手に回ったためかえって信頼を損なうといったケースがあったことも反省すべき点であったと思いま
4588	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	年金業務を担当するものとして、受給権者からの届書の処理経過を求める問い合わせが非常に多い。 1件の問い合わせに答えるだけでも事務所から本庁担当課へ依頼、10日後に本庁担当者から経過の回答をもらい事務所より受給権者へ回答する。 1件回答するのに何人もの職員が携わることになる。ましてやそれが全国規模でおこなわれているのだから、トータルでどれだけの膨大な時間と人員が充てられることとなるのか。 そんな時間があれば、1件でも多くの書類を処理することに時間を充てたい。そのためには、被	年金記録問題は、「対岸の火事」の様の思っていた。問題については平成16年の春頃に知ったが、あまりにも話が大きすぎてどうすることもできなかった。	具体策、時効特例法や事務処理要領が出されるまでは、法律に基づいた通常業務をしていた。今まで携わってきた年金業務については、法律に基づいた正しい処理がおこなわれていると信じてきたし、上司や諸先輩方からも制度維持に努めるよう教わってきた。 反省点を挙げるのであれば、年金制度は常に政治闘争・選挙の具として取り扱われてきたと思うので、一国家公務員レベルでは解決できる問題ではないと思った。
4589	地方庁	その他(社会保険事務局)	無し	記録問題専門に携わる職員の増員及び能力のレベルアップ	存在を知ったのはテレビ等で大きく報道されるようになってから。 社会保険庁のいい加減さ、適当さが原因だと思っている。記録に限らず他の業務にもこういった意識は少なからずあるので身近な問題だと思う。	社会保険庁全体の問題だと意識して対応した。 記録照会に不慣れな職員が対応することにより見つけられる記録も見つからないのではないかと思っている。後々問題になるのでは？ 増員も大事だがレベルの低い職員が多すぎる。早急なレベルアップが必要。
4590	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし		個人が加入した厚生年金保険の記録や国民年金の記録が受給する年金に反映しないは大変な問題である。 どんなに費用がかかろうとも古い記録を全て、WMに登録をしておくべきだった。 年金の裁定請求をするときに同姓同名でかつ生年月日が同じでも、本人が事業所名等を思い出さないと記録を統合しないことが過去にあった。	どんなに小さなヒントからでも過去の記録を探し、正しい加入記録の年金が受けていただけるよう努力する。
4591	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	限られた人数で行っている状況であり、また、専門的知識も必要とされいることから、知識のある人をもっと増員(例えば退職したOBなど)して、早期に解消を図るべきだと思います。	平成18年頃に問題が発覚した頃に知ったと思います。 当初の認識としては、以前は各制度により年金番号が払出されており、また、転職や転居等により新たに番号を作成し、一人に対していくつもの番号がある場合があり、統合されていないものだという認識であった。	本人から過去の記憶を思い出していただき、記録の統合を1件でも多く処理するよう、努力した。 記録の漏れ等については、今ある資料だけでは調査に限界があるケースもある。
4592	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	とくに有りません。		長い歴史の中で少しずつ積み重なった問題と感じた。 対策にも同じように時間のかかる事だとも。 問題を知ったのはニュース等で。	記録解明の仕事に携わったので、一件でも多くの記録の解明に 繋がる様に、自分の出来る事を微力ながら尽くした。
4593	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	具体的な方策はわかりませんが、全国の市町村及び事業所等に協力してもらうことにより、解決できるケースがあるかもしれないと考えます。	年金記録問題は新聞等の報道及び社会保険庁からの情報で知りました。この問題は、社会保険庁にたいする国民からの信頼を失墜させたとともに、被保険者の方の年金生活を脅かしていると認識している。	問題点については平成9年の基礎年金番号導入時に年金特別便・年金定期便のような仕組みを作っておくべきだったと考えます。 対応としては窓口相談をする際とか年金裁定請求書の審査時には、以前にも増して、お客様の加入記録について確認するようにしています。
4594	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金記録問題の解決に向けて、着実に記録の整備をし、未統合記録が判明した場合には、迅速に給付する。高齢の方が多いため、処理にはスピードが求められるとは考えられるが、確実に処理しなければ年金記録問題をさらに重症化させてしまうため、複数名による細部までの確実なチェックによる決裁が求められる。可能であれば、人員増により処理にあたるべきであると考える。	健康保険厚生年金保険適用事務をしていた際に、基礎年金番号以外に年金番号があるにもかかわらず、統合されていない記録を持っておられることを知った。	統合されていない記録がある際には、確認の上、統合処理を行った。 年金記録問題に関する反省点としては、膨大な件数であるが故に、日々の業務に忙殺され、後回しになってしまった点であると考える。また、本人記録と統合する際の、確認が非常に厳しかった点もあると考える。 しかし、受給権発生時等に記録を再確認しており、対応していなかったわけではないし、他人の記録を統合しては年金記録問題が重症化するため、よく確認した上での統合は必要である。が、年金記録問題として大きく取り上げられるに至ったのは、従来の方法では不十分であったのでは
4595	地方庁	社会保険事務所課長級以上	①かって、私の上司だった方から聞き取ったことですが、昭和32年の「厚生年金保険台帳」の厚生省への再移管は、厳格に行われ、一大事業であった。 移管に際し、被保険者名簿と台帳の記録を突合し、標準報酬の計算も行った、そうです。 現に、前職場(上越社会保険事務所)には、その当時の加除式の通達集があり、その通達どおりの仕事が行われていたものと思われます。 何故ならば、旧台帳を見るとそのとおりのことが書かれております。 ②私は、掲示板の自由投稿にも投稿しておりますが、かって、老齢年金を裁定する際(オンライン化前)、全ての記録をまとめて、一本の記録として記録を作成し、決定していると思いますし、現にその記録を見ています。(この記録問題の中で相談等を受けたとき確認) ③昭和30年代の名簿を使用していた時代は、本人(会社)から、厚生年金番号がある旨の申し出があり、番号調査中となっていた者が、調査中に資格喪失したような場合、名簿には厚生年金番号が記載されていないが、新たに番号を付番して、記録を進達しているケースが見受けられます。 したがって、名簿からは厚生年金番号を探すことはできないものと思われます。 ④かって、原票方式の時代、資格喪失若しくは進達票の欄が一杯になり中間進達として、進達していたわけですが、この進達票はその都度進達してはおらなかったと記憶しています。 ある程度、数をまとめて進達していることから、保管の途中で一部紛失しているかもしれません。 ⑤厚生年金番号の誤りがあり、別人の記録に入り込んだとしても、その別人記録が資格喪失中	皆目見当がつきません。	①昭和62年、オンラインの本稼動前、年金給付課に在籍の頃、今で言う「旧台帳」がオンラインサービスされていないことから、非常に不便を感じていましたし、この記録が多数放置されることになると思っていました。 また、オンラインを過信するあまり、記録が出てこないから、そんな記録はない旨の受け応えをする職員もいたが、これは問題だと感じていた。 現在、社会保険事務所の窓口では、納得するまで聞き続けるお客様が多数居られますが、当時は、オンライン記録を見せられ、これ以外に無いと言われたら、反論する方も非常に少なかったと記憶しています。 ②私は、オンライン導入前から勤務していますが、覗き見問題で袋叩きに遭いましたが、業務目的外閲覧は絶対駄目だとの研修は受けておりません。 この事こそ年金記録問題を過剰に引き起こした元凶だと思います。	①に対し、 とにかくお客様の話を聞くこと。また、話をしてもらえるよう親身になって相談に応じるよう心がけてきたと思います。 また、受付けた老齢年金の請求書や相談時に「旧台帳」の確認(自庁分)を行ったこと。 これは、個人や一事務所の出来る精一杯であったと思います。組織的にできていれば、今回のようなことは、もっと少なくなっていたと思います。 しかしながら、地方の事務所はまだしも、都市部の事務所では人的配置も含め絶対に出来なかったものと確信します。 また、オンラインを過信するあまり、記録が出てこないから、そんな記録はない旨の受け応えをする職員には、厳しく人の話を聞けと言って来ましたが、それも一個人の頑張りでしかなかったと思っています。 反省点としては、若い職員では何も出来なかったのが悔しいし、組織として改善提案を受け入れる体制がなかったことも反省すべきと思います。 何故組織的に親切な相談が出来なかったのか、特高警察上がりの人が窓口で相談を受けていたのか、相談を受ける職員を正職員で手当てできなかったのか、厚特会計職員と年特会計職員の仲の悪さ(上下関係)があったのか、ぜひ本庁の皆さんにも考えていただきたいと思います。 人も、金もなければ、丁寧な相談は出来ません。 ②については、組合にも責任はありますが、当局にも責任があります。 今から考えれば、組合のおごりと当局の弱腰でしょうか。どちらも猛省すべきです。私も、反省しています。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4596	地方庁	その他(社会保険事務局)	基礎年金番号に統合される以前に、受給権発生前で亡くなった方の記録が、いくつかの手番に分かれていたためにひとつひとつの期間が短く当時遺族年金請求を出来なかったと思われる場合、浮いた記録のまま、取り残される。(その記録を探そうとする人がいない。) 通常では考えられないフリガナのついている人がいる。 おそらくは漢字の入力時の読み方がそのままフリガナになったのだと思う。 「八百吉(ヤオキチ)さん」が「ハッピャクキチ」等。 通常のフリガナ検索で、そこまでは可能性を考えない。	未支給請求してもらうというシステムの周知 ・どういう方に請求権があるのか ・請求権のある方がいるのなら受け取っていただきたいという、こちら側の立場というか誠意 入力システム、検索システムの利便性を図ってほしい。	管理が悪くなかったとはいえないけれど、本人の責任も大きい。 ただ、本人がしっかり管理しておこうと思えるような、制度の周知そのものが足りなかったのではと感じた。 氏名や年齢、生年月日をあえて偽ってお勧めしたりとかは記録が洩れていても当然と思うが、そういう強い意志はなくても名前や生年月日が適当な時代背景であったのなら、それではいけない、番号はひとつのものをずっと使ってという周知をもっとしておくべきだったのではと感じた。	窓口をはじめ、直接お客様と接する立場の者は、様々な場面で、お客様のご理解を得られるように努めていると思う。 これから年金を請求する世代には、年金の制度そのものの周知、広報等、かなり浸透してきていると感じています。それは、その親世代の年金問題の解決にも役立っていると思います。今後、同様の問題を繰り返さないためにも、たとえば学校などでも説明会のようなものを開く機会が得られればと思う。 年金の負担者、請求者、受給者に知識があがれば、必然的に社会保険事務所サイドも間違ったことはできなくなるはず。 でもシステムが細かく難しすぎます。 また、ご年配の方々には印刷物・郵便物の字の大きさから不親切です。
4597	地方庁	その他(社会保険事務所)		複雑な制度そのものに問題があるのではないでしょうか。 国民の理解や納得を得られてこそ、支持されてこそ、「国民皆年金制度」と言えるのではないかと思います。 現場にいる職員でさえ、制度を網羅して業務遂行することは、非常に困難です。 日本社会の人口構成モデルが、制度設立時にはおそらく想像していなかったであろうスピードで変化していること、就労形態の変化、女性の社会進出等、あらゆる要素を鑑み、年金制度そのものを見直すことの必要性を非常に強く感じています。 もっとわかりやすく、もっと身近な年金制度にすることで、納付と給付の透明性をはかり、国民の皆様方に認識を深めていただけることが求められているのではないでしょうか。	私は、自分の所属するこの組織を信じていますし、自分自身、採用から今日まで、知識の無さゆえの操作誤りは除いて、「意図的に」国民の皆様方の年金記録に問題が起こるような事務処理を行った認識はありません。 基礎年金番号導入前の複数の手帳番号保有の事実は、裁定請求時に解決されるものと理解していました。 正直に申し上げて、マスコミ等で取り上げられ、今日に至るまでの過程の中で、問題の存在を知った内容もたくさんあります。	とにかく事実をしっかりと認識して、誤解があれば、なんとかご理解いただきたいと取り組んでまいりました。 そのためには、まず、自分自身が制度を深く理解すること、そして、わかりやすくきめ細やかな広報を行うことの必要性を強く感じました。 その結果、(7)での回答のとおりの思いを反省点としても感じています。
4598	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	現に行われている以上のことは、思い浮かびません。	手番を一人の者が複数持っている、戸籍と氏名生年月日が一致していない記録があるなど、すべての記録を本人と結びつけることはできないと思っていました。身よりもなく、偽名を使って生きてきた人が亡くなれば、もはや確認することはできません。 最初の配属が年金給付課だったので、早い時期から可能性はあると思っていました。	本人の記録の可能性があるものは、確認の後裁定するよう指導を受けましたし、そのようにしました。できることはやっていたと思っています。
4599	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	(6)については特になし 年金記録問題全般にと言う事であれば、知識の豊富な職員により、1件1件調査していくしかないと考える。人員を大量に投入し一気に解決を図った場合、人員個々の能力に差があるため、もれが生じる可能性がある。	裁定請求時に過去の記録は全て統合されるものであろうと考えていた。もれが生じていると言う事を知ったのはこの数年。	基礎年金番号導入時、もっと広報等していればよかった。その当時は(8)のような認識だった為、対応が甘かったと思う。この数年では、記録補正の際の名簿との突合等、もれや誤りが無い様厳密に行うようにしている。
4600	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		年金手帳番号の未統合。 平成9年1月1日。	窓口応対時における、記録特定作業。 平成9年、基礎年金番号制度発足時の、PR不足。
4601	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	現在指摘されている問題以外は分かりません。	現在進められている方法に基づいて、職員一丸となって最大限努力していくのが一番最良でないかと考えます。	年金記録問題の発端となった5,000万件の報道がなされて、記録が結びつかない件数がこれほどあったのかと初めて知りました。地方では業務センターの業務状況は分からなかったため悔しています。 ただ、このような年金記録問題が発生した原因の一端には、多くの記録を残す必要性があるにもかかわらず、紙での保管や手作業といった方法が一番最良として続けられたことだと思います。 また、これまで業務をしていた中で、将来危惧される問題は何点か認識していました。例えば、 ①厚生年金番号の新規払い出しが多かったこと。②脱退手当金問題です。何十年も前に支給されたお金なんて覚えているのかなと心配はしていました。	資格取得届が事業所から提出された際、事業所宛に他に厚生年金番号が払い出されていないかその都度確認のためよく返戻はしていましたが、事業所においても健康保険証の交付を急ぐあまり、被保険者に十分な確認を行わないまま、新たな厚生年金の加入であると再提出がなされていました。もっと徹底的に確認すべきであったと反省しています。若い時期でありましたが、将来的には統合に苦労するだろうことは感じていました。 また、その後の基礎年金番号制度がスタートしたときにも、もっと時間をかけて統合処理を徹底的にすべきであったと思っています。 その他、資格取得届に記載する氏名及び生年月日においても、中小企業では本人から提出される履歴書に記載されている内容で届け出るケースが多かったため、誤った氏名や生年月日で届けられたケースも多くあると考えられます。大事な年金ですから戸籍謄本等での氏名や生年月日の確認も必要ではなかったかと思います。 いずれにしても、個々人が業務改善提案を積極的に行わなかったことが一番反省すべきと感じています。
4602	地方庁	社会保険事務所課長級以上		現在の、解明、統合等の作業を、続けていくしかないと思うが。 新たな立法による、ある程度の一律救済などが、考えられても良いのでは。	オンライン化される前の時期の記録の一部に不備があるという認識だった。 平成2年ころ、厚生年金記録の期間照会の担当者から、聞いたのが最初。 平成4年ころ、国民年金のオンライン記録とマイクロの記録の不整合の事例に遭遇した。	現場の個々の担当者(担当課)レベルの問題にとどまっていた。 個々の案件を、処理することしかできなかった。 現場の事務所職員は、記録問題の全体像が分からずにいた。 組織内部で、もっと早くこの問題を、全体の問題として認識できなかったことが 悔やまれる。
4603	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	旧台帳を整備し、一つ一つ漏れがないよう記録をあわせるため、人員について体制を強化することが必要だと思います。	平成18年頃に多くの方たちの記録が宙に浮いていることを知ったときは、とても就き一刻も早く解決しなければならない問題だと思いました。	期間調査の担当になった頃だったため、記録の有無について調査漏れがないように取り組みました。 反省点としては、転職するたびに年金番号を付番していたのと、記録管理体制がしっかりしてい
4604	地方庁	社会保険事務所課長級以上	現在知られている問題以外は知りません。		年金記録問題は、年金制度設立時からの記録の管理状況の問題、事業所からの届出上の問題(被保険者の氏名、生年月日の確認を行わず本人申請で行っていること)、社会保険事務所での入力誤り等、いろいろな問題が重なって大きな問題となってしまっているわけであるが、被保険者、年金受給者の方は保険料を支払っていたのに、年金受給に結びついていないのは大きな問題であり正しい記録で年金を受給していただくのが当然であり、社会保険庁として、その記録を調査し誤りのある記録は、正しい記録に訂正を行うのも当然だと思います。年金記録問題は社会保険庁が、年金記録を管理する立場として、解決しなければならないと考えます。また、過去の年金記録が結び付かないまま放置されていたことを知ったのは、報道等で公になってからです。	年金記録問題で来所されるお客様に対しては、年金記録問題の問題点を説明し、現在の状況をお話したうえで、本人の加入記録の申出によりできる限りの調査を行い、お客様がご納得いただけるような回答を行えるよう努力をしてきました。また、制度的に加入できない期間に加入を主張されるお客様には、丁寧な制度説明を心がけご納得いただけるよう対応を行ってきました。 現時点での反省点としては、年金受給者、被保険者の記録を同時に解決しようとしたことが、一番の反省点であると思います。同時に行ったことで、社会保険事務所には相談者が殺到し、お客様にも迷惑をかけるかたちとなってしまったと思います。年金受給者と年金受給に近い被保険者を優先し、記録を整理し、すぐに年金受給者とならない年齢の方にはしばらく待っていただくような方法で行えれば理想ではないかと思います。ある一定期間で年金記録問題を解決することも大事ではあるが、年金受給者を優先して行うことの方が先であると思います。(調査・回答に時間がかかる事により、死亡してしまう年金受給者が多くいるため)
4605	地方庁	その他(社会保険事務所)			紙台帳の管理から、基礎年金番号導入された時に被保険者に他手番の照会はがきを送付したが、回答がきちんとされるのか疑問に思っていました。 紙台帳の時も年金番号を何件も持っている人がいましたので、基礎年金番号 統合にはかなり時間が必要と思っていました。 そんな中、今回の年金問題が持ち上がり、消えた年金と報道されました。	まず別人扱いの記録は消えてはいないということと、職歴とか氏名等で調査が出来ることを被保険者に伝え、手帳番号をお持ちならすぐに統合できることを 説明しました。ただ年金記録のオンライン化がきちんとされていなかった件には 被保険者にご迷惑をおかけしたと反省しています。 オンライン化するときと基礎年金番号導入時に、もっと正確に対応していれば このような問題に発がらなかったと思います。 人の老後の支えになる年金が、こんなにも不安を招いてしまったことは、とても 悲しく思います。今後は、国民に信頼される年金になるようにしなければならないと思っていま
4606	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	年金記録問題については、入庁してから数ヶ月で知っていた。お客様の記録を確認する時によく手帳記号番号がでてきて登録処理をするたびにどれだけの数が残っているのだろうという思いはあった。コンピュータがない時代背景や基礎年金番号がなかった制度、その当時の仕事のやり方など個人では防ぎきれない部分はあると思うが。ただ、社会保険庁として見込みというか認識は甘いものだったと思う。本人が生年月日を偽ったり、事業所が虚偽の申請または誤った申	この問題が大きくなる前から、自分としては一件でも多くの手帳記号番号を判明させようと努力していた。現時点でできる対応はしている。税金や雇用保険などの短期の給付ではなく、かなり長期の、それこそ亡くなった後でも記録が関わってくるものなので、システム的な問題は重要だと思う。また事業所を通しての申請や本人への通知がない事、広報の問題、きちんと記録を取り扱うことができる人員確保・知識の向上も改善が必要だと思う。
4607	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	被保険者および受給者が納得できるように、根気強くていねいに対応することと思います。	採用時から厚特会計だったので、年金記録問題についてはあまり明解な認識はなかったように思います。。クローズアップされるようになって、やはり、基礎年金番号ができたときもっとしかるべき対策をするべきだったのではと思っています。	私は第三者委員会にも在籍しましたので、過去のいろいろな状況を聞くに及んで、被保険者の申出を丁寧にきき入り、できる限り社保庁の記録を探すことと思いました。 年金記録問題は、市町村との記録の突合等、過去の経過もあり、また厚生年金は事業所に発生する保険料の収納ということがあって、私は、基礎番号が実施されたときに、もっとしっかり、複数の番号を持っている人や、旧姓のある人といったパターンの精査をするべきだったと思いま
4608	地方庁	その他(社会保険事務所)	・国民年金第3号被保険者の分は夫の保険料に上乗せされていない、という事実を、知らない人が大勢いること ・遺族年金や障害年金の場合は、記録が見つかっても増えるどころか、減額になる場合もおおいということ ・脱退手当金を受けていても、復活する場合があること	とにかく、情報の不足をおぎない、一方的な報道に対し、きちんと専門家として説明していくことだと思います。折角、脚光を浴びたのですから、もっと、こちらから、情報を発信し、国民に理解を求めるよいチャンスだと思います。ホームページはわかりますが、年配の方やパソコンのない方も大勢いらっしゃいます。毎日テレビの前に座っている方が多い上、テレビの言うことは納得するみたいなので、年金広報の時間を是非、作ってほしいと思います。そのほうが、郵便代を湯水のように使うよりずっと、効果的だと思います。	<縦割り社会の弊害と認識しています。> 国民年金、厚生年金、船員保険、各共済年金とそれぞれ独立していたために、一人の人間に対して、いくつもの番号でそれぞれが管理するという70年近い歴史に問題があったと思います。しかも、折角、基礎年金番号という画期的発想が取り入れられたにもかかわらず、たくさんの番号が置去りにされてしまったことは、大変残念なことでした。あの時点で、現在のようにもっと大々的に確認しておけばと思わざるをえません。もちろん当時、手番についての調査があったことは知っていますが、自分自身、当時は国民年金の第3号被保険者であり、それ以前は国家公務員共済の加入でしたので、もちろん番号すらなく、共済の期間は登録できないとのことでしたので、大変不安だったことを覚えています。問題の存在については、その当時にまず感じていたと思います。数ヶ月前に、茶色便で確認がきましたが、いまだ回答もありません。さらに、20年3月から共済の加入になったはずですが、いまだに、年金記録は未加入者のままです。基礎年金番号ができたとはいえ、中身がスムーズに対応していかないというのは、あまりにお粗末と思わざるを得ません。	社会保険事務所で、年金相談を受ける立場として、できるだけ理解を得られるよう説明しているつもりです。ただ、何回も事務所に来ていて、手帳もわかっていても、以前は会社を通じてとか、管轄が違うとかで登録がなおざりにされていたのが残念です。また、手番を探す努力も積極的にはしてこなかったことを聞いています。もっと、縦にも横にも風通しのいい、無駄な労力をかけず、迅速に事が運ぶ、国民にも働くほうにもわかりやすい組織でなければならないと思います。
4609	地方庁	その他(社会保険事務局)	有りません。	各職場で行っている現状の作業が最大限のできることだと思います。	国民の期待・信頼を裏切った行為として認識しました。 また、今問題を知り得たのは19年3月ごろです。	19年6月から目黒区で行われた、電話受付対応以降、国民のみなさまに対し懇切丁寧に対応し記録確認が円滑に遂行できるよう努めた。 情報管理の不徹底およびお客様からの申請・届出主義に固執していた事が反省点です。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4610	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	特になし。	今後については、適正な届出の周知徹底、事務処理の適正管理及び事蹟の管理を行うことにより防止は可能。 年金記録は、管理する側の適正管理が最も重要であり、当事者である本人の確認も重要。そのひとつの方法として、年金定期便の確実な実施が必要と考える。 過去の記録においては、本人の確認・納得が一番重要。時間と経費がかかろうとも、現在の取り組みを地道に継続していくことが最善の方法と考える。	厚生年金については事業主からの届出であり、また、国民年金については市町村からの報告が主体であることから、記録管理については正しく行われていたものと考えていた。 基礎年金番号制度ができて以降、記録統合の際に期間漏れ等の事例が確認されてきた。 また、年金給付課に配属され、裁定請求書における期間確認等で、期間漏れや国年納付記録漏れ等が確認されることから、記録確認には必ず本人確認を行い、併せて名簿やマイクロ台帳等の確認を必ず行うこととした。	裁定請求受理や相談の際は、必ず本人にご自身の加入・納付記録を確認していただき、併せて氏名索引や台帳の確認等を徹底してきたつもりだが、本人の記憶がない場合や本人が「間違いない」としたときの再確認が不十分だったことは否めない。
4611	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	居住等を明らかにしてない者を罰則やペナルティを与えるなどをしてでも、居所と連絡先の報告させる制度の制定、及び年金の納付義務・役割・歴史などもっと教育面で年金制度の浸透が必要である。	入社し年金制度の仕組みと記録の保存方法などがわかってきた時点で問題が起きることは明白であった。 しかし紙媒体でしか管理できなかった時代に作られた制度が今のコンピューター一括管理できる時代の物差しで年金記録問題で起きている記録の未統合を語っても無駄な議論である。 管理方法や制度が変われば、必ず起こりうる問題であった。また現状にそぐわない昔の時代背景をもとに作られた法律では、加入、納付、免除のもれは記録保管以前の問題として、自分の都合の良くなるよう言い出す人間が数多く出ることはわかっていた。	現実問題として、本人に接触する機会が無ければ解決する事はできず、年金制度の教育状況より年金裁定以外に、今回のような事態にならない限りは本人に接触する機会がほぼ無かったのではないかと思われる。 現に平成9年の基礎年金番号化の時にこの問題が大きくなって記録整備が完了していないといけなかったが、年金制度の教育状況から国民の認識が甘く。今回の問題がおきたからこそ重要な制度である認識が国民に芽生え記録整備に前進できたと思われる。 反省点は今更語ることでは無いが、時代背景の違いによる年金制度自体の移り変わり、記録の保存などを含めた社会の仕組みの移り変わり、年金制度の教育状況、それらの状況を無視した世間の風評被害に対して、有効な対策をとらず、職員に賞与返納、年金機構移行など先行き不安な状況で働かせており、指導すべき一員である厚生労働省の職員の一員である我々が労働基準法破りをした労働、それらの事による健康被害、処罰の二重処分等の矛盾点の未解決放置を解決し、ほかの省庁でも起こりうる問題なため、このような事にならない方策、急激ではなく緩やかな移行が行えるようすることが現時点と今後の反省点としてあげられる。
4612	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	特にありません。	年金相談時に氏名検索により、基礎年金番号以外の年金記録を持つものが多いと感じていました。 時期は平成9年頃です。	基礎年金番号が創設され、業務センターから照会文書を送付し、基礎年金番号へ記録の統合を進めている時期であったため、氏名検索と相談者への聞き取りからできる限りの統合漏れを防ごうと気を配りました。 未統合記録が多数存在することを本課や本庁へ伝え、また、県からの要望としてあげ、社会保険庁全体で現在実施している特別便のような強力な方策をその当時から実施できていたらと思います。
4613	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	いわゆる「5000万件の年金記録問題」を完璧に解決することは、対象者の死亡や高年齢化に加え、台帳記録そのものの誤り(社保の記載誤り、事業所の誤報告、被保険者の虚偽申告等原因は様々)もあるため、事実上不可能であり、現在の「年金記録から本人特定を行う」作業を続けても、想像を絶するほどの時間、労力、費用を要するのみであり、それに見合う(国民が納得する)程の効果は期待できないと思います。 したがって、現在進行している確認作業の一定の目途がついた時点で終了し、「本人から年金記録の特定を行う」といった今までとは逆の視点から記録作業を進めるべきだはないかと思います。 現在「ねんきん特別(定期)便」等により文書による確認は実施していますが、未回答者に対しては戸別訪問を実施する等、国民の皆様全員に年金記録の確認を行っていただき、その事跡を残しておいて、「国民全員に年金記録の確認をいただいた」と宣言する以外、解決の道はないのではないかと思います。 ある地方銀行員から、「預貯金口座の名寄せ(使用されていない口座の本人確認等)を完全実施した際に莫大な費用と時間を費やした。」との話を聞いたことがあります。また、生保、損保会社等も「給付金未払問題」が発生したため、「本人確認作業」を行っていると思います。 そういった民間企業が実施した「本人確認作業」の手法を聴取し、取り入れてみるのもいいのではないかと思います。	基礎年金番号導入後、手番登録処理を行ってきたなかで、未統合手番が相当数あるとは承知していましたが、このたびの年金記録問題が発生し、記録確認作業を行うなかで、本庁管理の船員保険記録や厚生年金のカセット記録等の不備記録が想像以上に多いことを改めて認識しました。	年金記録の確認作業については、上司からの休日、時間外の協力要請について、可能な限り作業に参加してきました。 その中で、台帳記録のオンライン移行作業を完璧に実施しておれば、この問題はより早期に解決できたのではと思います。
4614	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	自分自身の考えで正誤の判断をできるよう意識して行動する。	新聞、テレビなどマスコミ報道による国民年金の免除問題で認識しました。	国民年金免除の問題、厚生年金報酬の問題など自身で正誤の判断をしたうえで主張をできるような環境にしたいと考えます。
4615	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	集中的な取り組みが必要ではないかと思います。	世間で騒がれてからです。	丁寧な窓口応対となるべく早く調査し、回答するよう心がけてきました。
4616	地方庁	その他(社会保険事務所)	・国民年金保険料について収納業務を市町村職員、市町村の賃金収納員、自治会等へ依頼していた時代にその収納業務に携わった者が横領していたと聞いたことがあります。 ・市町村から社会保険事務所へ、社会保険事務所から庁への報告・記載・入力もれの記録を見たことがあります。 ・基礎年金番号導入時の国民への周知・徹底不足。 ・被保険者が名前・生年月日・性別を偽って事業所から届出が提出されていた記録を見たことがあります。(被保険者からの申し出) ・生命保険会社等の会社で名前貸しをしていたとの被保険者からの話を聞いたことがあります。	・紙台帳・原票等とWM上との記録の突合 ・若い時点で、国民へ年金記録の本人確認 ・定期的に国民へ年金記録の本人確認 ・免許書・パスポート・住民基本コード・雇用保険被保険者番号等と、基礎年金番号との同一番号化・連動化 ・年金請求時において年金記録確認の徹底(最終段階) ・WMが導入されていない時代(原票・紙台帳等)に、勤務されていた職員・OBにその当時の業務方法(記載内容・記載方法・記載の見方)を確認する。また、記録問題に協力要請をする。	・入庁(平成4年)し年金給付課に配属され、年金の裁定をする際に記録の補正が多々あったため、入庁当時よりいつか問題になるのではと思っていました。	・厚生年金・国民年金の払出簿はあるが、WM上に記録・氏名・生年月日が登録されていなかったり、誤った記録・氏名・生年月日・性別が登録されていたため、払出簿を確認しながら補正をしていました。その補正入力の処理について庁より「氏名変更等の処理がなぜ多いいのか？」と問い合わせがあり、記録について危機感を感じました。 ・紙台帳等からWMへの切り替え時のチェック・突合の甘さ、業者任せであった。 ・基礎年金番号導入時の国民への周知・徹底がされていなかった。
4617	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	勤めた職場や住所は本人しか知りえないことであるため、本人への定期便等の発送、来所された際は、細かく内容を確認するという基本的な業務を積み重ねる。	平成12年度国年課配属の頃、番号の未統合や旧姓のままの記録、年金への未加入等の問題があった。	市町村と連携をとり(8)の問題は解決できた。当時は市町村での保険料納付であったこともあり、必要に応じて市町村の推進員をすぐに訪問させる等、スピーディーに対応できた。また直接対話することにより、理解も深まり年金に対する意識向上につながった。現在は社保の職員の数も限られており、文書や電話でのやりとりがメインとなっているが、戸別訪問、人と人との対話も
4618	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じません。	上記問題を存じあげないため、わかりません。	①手帳番号1本化に伴う未付番処理問題等。 ②新聞、マスメディア報道等で大きく取り上げられるようになって。	定期便・年金相談窓口等において、本人より詳細に聴取。 早くから、基礎年金番号付番導入があったならとの思いと、どんどん番号を付番してしまってきた結果なのではとも思います。
4619	地方庁	その他(社会保険事務所)			社会保険庁組織全体、職員の意識の低さが招いたと認識しています。 オンライン化前、オンライン切り替え時の記録収録、整備、索引作業のシステムの不完全さ、その後の改善をしてこなかったことが露見した機会だったと思います。(後の旧台帳、払出簿の作業をしていていいかげんさに失望しました。切替当時この作業をしていれば、記録が判明した方は、かなりいらっしゃったと思われます。) また、国民の関心、意識を高める機会になったとおもいます。 転職するたびに年金手帳をとり、記録を統一できないのは、社保庁のミスと思われがちですが、実は本人の意識の低さが原因でもあるのです。 年金記録問題は、年金の広報用に国年保険料未納者を採用し、未納者であったこと、ほかにも有名人を業務外閲覧した職員がいたことが判明したころだったと思われます。	今まで以上に念入りに確認をして、処理し対応していくだけです。 職員個人だけではできないことばかりです。 まずは、職員減を補う、業務の効率化、簡素化、チェック機能のあるシステムの改善を早急にすべきだと思います。 もちろんコスト意識をもちながら、現場の声が反映されるように切望します。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4620	地方庁	社会保険事務所課長級以上			報道ではじめて知ったことばかり。5000万件や1430万件等、もっと早く公表するべきだった。	相談対応や回答処理は慎重、丁寧に行うべきであり、そのように努めてきた。 いま、回答を急ぐあまりきちんとした調査をせずに雑に処理している気がする。
4621	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	解決は困難としかいえない。	申請主義による行政システムの問題。 入庁時。	厚生年金記録の管理が粗雑であった。 制度発足時から1人1番号が徹底していれば良い。
4622	地方庁	社会保険事務所課長級以上	1)旧台帳記録が収録(カセットオープン)されていない記録は、氏名・生年月日が表示されていないものが多く氏名索引に引っかからないことから、被保険者等から正しい事業所名の申し出がない限り探し出すことは難しい。 2)紙により管理されていた時代に、進達した記録(被保険者原票)の氏名が読めない場合に統一した読み方によるフリガナが付されていないため氏名検索で探せない記録がある。	1)収録されていない旧台帳記録をすべて収録(カセットオープン)する。 すべての旧台帳記録を早急に収録することは難しいことから、まずは氏名・生年月日を収録したうえで、旧台帳記録を収録する。 また、旧台帳をPDF化して事務所WMでも検索、内容確認できるようにする。 2)現在入力されている漢字に基づき統一したフリガナも付し、そのフリガナにより氏名検索が出来るように行えるようにする。	前記(6)の1)を認識したのは平成9年頃と記憶しています。 前記(6)の2)を認識したのは平成4年頃と記憶しています。	前記(6)の1)の問題は、監察官会議等において、旧台帳記録の収録を要望事項として提出されていたはずです。 前記(6)の2)については、氏名検索を行う際、多様な読み方による検索を行うよう心がけている。
4623	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし。	○未統合年金記録問題 住基ネットの活用等、行政側で対応可能な部分は、自主的に随時進めていく必要があるが、未統合の年金記録を0件にすることは不可能との認識の上で、 ①ねんきん定期便等によって、受給者及び被保険者ご自身に年金記録の確認をして頂く。 ②それでも残る未統合記録については、一定の整理がされたものとして、「統合不要年金記録」としてオンラインシステム上にファイルを作成し、保存する。 ③定期便未送達者等、居所不明者については、オンラインシステム上にその旨照射する。 以上の対応をもって、全体としての記録整備作業は終了とする。 ○消えた年金記録・記録改ざん問題 社会保険庁側で記録の改ざん等の事実が判明したものについては本人の申請を待たずに訂正を行い、 社会保険庁においては確認ができない場合で、また第三者委員会の審査(又はその後の訴訟)でも記録補正の必要性が認められないケースは、記録訂正の必要はないと整理するしかないものと思料。	年金記録の適正な管理は、年金業務を行う上でもっとも重要な(また、もっとも基礎的な)業務であるため、それが適切に実施されていないことで、国や制度に対する国民の不信を招くことは当然あり、重大な問題と認識。 基礎年金番号に未統合の年金記録が、ある程度存在することは、社会保険事務所における勤務時に認識をしたが、それが全体で約5000万件存在することや記録の改ざん等が行われていたことについては、報道等で取り上げられるまで承知していなかった。	問題点としては、 ①適正な記録管理に対する職員の意識の低さ ②今まで被保険者・受給権者に年金記録に係る情報をあまり開示してこなかったこと が考えられる。 年金記録問題が判明した時点で、お一人お一人に納得頂けるまで 記録の整備を行う必要が生じたと認識した。
4624	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		記録確認については、政府の公約どおりに全件持ち主を特定することは物理的に不可能である。政府が早急に記録認定の基準を定め、現場がそれに従って事務処理を迅速に行う必要があると考える。	[redacted]厚生年金の手帳番号の重複払い出しがあることや、国民年金と厚生年金の期間重複の件数が多いことを知って驚いた。疑問に思い先輩に尋ねたところ、通常は年金請求時に職歴等をご本人に申告していただき、制度間の期間重複や記録誤りをチェックできるようになっているということであった。また、年金請求後も、ご本人からお申し出があった時点で記録を訂正することができるので特に問題はない、という説明に当時は特段の問題意識はなかった。	再裁定業務を担当している間は、記録誤りや、記録漏れによる再裁定は できる限り早期に手続きが完了するよう努力した。 また、年金相談を担当するようになってからは、記録問題がおこる以前から 受給者には記録漏れがないかどうかの確認を行うよう心がけ、また、被保険者の方にも年金記録に漏れが生じないよう、折々に必要な手続きの案内を行い、自己管理が重要であることをご理解いただくよう説明してきた。 しかしながら、現状を踏まえ改めて考えてみると、国民の側は国任せの意識が非常に強く、一方、最近まで国側はあくまでも、年金はご本人の請求行為であるという認識が強く、また年金加入時には年金手帳を交付しており、事業主、被保険者がともに所定の手続きを漏れなく正しく行うであろうという考えで、チェック体制が不十分であったと思われる。 厚生年金制度が発足した当初の被保険者証には、「紛失した場合は罰金が科せられること、年金受給時に不利益が生じる場合がある」との記載がされていることを踏みても、改めて被保険者側の自己管理が非常に重要であることを認識していただく必要である。 また、今後も膨大な被保険者の記録を一方的に国の責任のもとに管理することは困難であり、国と国民の間で明確なルール作りが必要なのではないか。年金定期便の送付や、年金通帳が導入されたとしても、被保険者の意識を変えていくことに重きを置かなければ、問題の解決にはならないと考える。
4625	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	職員については、一人一人がお客様の記録をおあずかりしているという気持で日々の業務に取り組んでいく。 また記録については、台帳等で確認できるものは、早期に確認作業を行っていく。	自分自身日々業務の中では、期間調査業務等一生懸命仕事をしていたので、年金記録問題という意識はありませんでした。ただ、氏名が誤って登録されていたり、氏名が空白なままの記録には、これで大丈夫なのだろうかと思ったことはありました。しかし、未統合の記録については、本人が会社名を覚えていれば、相談時や請求時の機会で統合されると思っていたし、自分自身もそうですが、自分のことは自分である程度の責任は持たなければと思い、大きな問題とは認識はしていませんでした。	当時は、裁定請求までに対応すればよいのではと思っていたこともありましたが、今はお客様の大切な記録をおあづかりしているという責任感を持って、日々の業務に取り組んでいます。また、常に記録問題を意識して仕事するようになりました。 反省点は、職員一人一人の責任感が欠けていたと思います。いずれきんとできればよいと思っていたところもあったと思います。また、調査の仕方にも問題のある部分があると思います。例えば数ヶ月前に記録なしと回答した方について再度調査したら、記録が判明するといったケースがあります。全件台帳突合せなどは必要なこととは思いますが、調査といっても、調べる人によって回答がかかわるというのはやはり今後も問題ではと思います。
4626	地方庁	その他(社会保険事務所)		時間をかけてもいい、慌ては禁物である。人の名前・住所は役場へ尋ねては。会社名は、組合・商工会議所でたずねては。電話帳で調べる。われわれ職員が手分けして組合・商工会議所をまわっては。	私が昭和47年に勤めたときから、この問題の芽があった。当時はこんな大問題になるとは思わなかった。しかし、いつかは社会問題に発展するとは皆うすうすわかっていたのでわ。国民も我われも、年金について感心がなかった。 いつか年金について国民の前でわれわれから問題を投げるべきでなかったか。	自分の仕事が手一杯であった。それで特別チームを編成して対応すべきであると、私は思っていた。当時協会へいつった職員もあり、余裕があった。 現場の職員の意見をきくべきでは、会議へ参加した人はあまり現場を知らない人である。最初から特別チームを組めばもっとはやく解決したのでわ
4627	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	ありません。	昭和の時代に管理していた年金記録は社保庁だけの責任ではありません。特に厚生年金保険加入者などは生年月日、名前を正確に会社に申告している方が珍しい時代です。また、過去の事故リストの処理の仕方などにも問題があったと思っています。 国民年金の記録では様々な管理が杜撰な内容もあり現在の問題になっていると理解しています。	どんな機会でも、ご本人様から聞き取りし、1件でも本人へ年金が支払えるように対応してきました。 早期に解決させるには人海戦術と年金知識しかありません。 民間の人をいくらたくさん動員しても無理があります。社労士の方でも対応できない内容を一般の方に何ができるのですか？この様なことを言っても無駄でしょうけど。大臣はご存知ないので
4628	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。		年金記録問題としてクローズアップされた平成19年5月頃まで、年金記録問題は、問題としての認識がありませんでした。 自分が年金相談をするようになった平成10年頃からは、年金請求時、過去の記録をWMで検索可能な限り検索し、本人が申し立てている記録の検索以外にも、氏名生年月日検索で、本人と思われる記録をすべて本人に確認統合していました。 まだ年金受給年齢前の方から手帳が何冊もあると相談があっても、「機会があれば社会保険事務所へお越しください。。年金請求時にはすべての記録を確認統合しますので、今あわてていただかなくても大丈夫です。手帳は大切に持っていてください」と案内していましたので、記録がもれることはないと思っておりました。 また、過去より、「年金手帳は大切に、年金番号は1本ですよ」と言い続けており、「すべて社保庁の記録管理が悪い」という報道および国民の認識には抵抗がありました。個人の責任は無いのか？銀行の通帳無くしたら個人の責任だろうし、個人の経歴が他人任せ国まかせで良いのか？日本人はすべて国におんぶに抱っこか？と怒りさえ覚えました。 現実として、現場職員も知らない記録が眠っているとは思ってもいませんでしたし、ここまでWMに未収録記録があるとは思いませんでした。	コンピューターで記録管理されているものは、検索すれば何とか出てくるが、手作業時代のものは、「本人の記憶が頼りです」と、本人から職歴の聴取に努めていました。 現在思うこととして、過去、厚生年金は個人の住所を管理していなかったので、今、個人の記録を判明させることを困難にしている一因であると思慮します。 また、個人の記録を取得時年金手帳を添付してもらったとき、社保で記入していくべきであったと思慮します。(手作業だと、かなり大変であるようには思いますが) 国民年金は、検認印が押してある昔の手帳のままであったほうが、証拠が残ってよかったと思慮します。
4629	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	分かりません。	短期決戦ではなく、現場の意見を取り入れて地道に処理を行う。 人を増員をしても、いい解決方法とは思えません。 昔の業務を分かっている方がトップにたち、処理を行う。	平成19年頃だと思います。 当初は毎日、鞄りを持って仕事をしてきたのに、なぜ、このような記録問題が発 生したのか分かりませんでした。 重大の問題と思いました。	国民の皆様には大変ご迷惑を掛けてしまい、記録問題を真摯に受け止め 誠心誠意対応しました。 反省点についてはわかりません。
4630	地方庁	社会保険事務所長	ありません。	まずは、ねんきん特別便の回答を100%にもっていく。本人に確認してもらうことが必要と思います。現在はねんきん定期便送付時に回答を促すことを行っていますが、全員特別便の未回答者についても名寄せ特別便と同様にフォローアップ照会を電話を中心に地道に行っていくしかないと思います。そのために電話番号の収集について、NTT及び携帯電話会社に全面的な協力をお願いできないか。104だけでは情報が少ない。	私は、昭和50年から60年の間に年金の請求書の審査及び窓口を担当したことがありますが、申し出た記録が判明しなかったり、氏名索引でこれはこの人の記録ではないかいろんなヒントを与え、思い出してもらおうとしましたが、思い出せないままとなったことがあります。このときは年金(年金手帳)の大切さをもっと国民にPRし、自覚を持たせるべきではないかと思いました。その方法のひとつとして、今行っている定期便をもっと早くに実施すべきであったと思います。	当時は、こちらが開催する研修会及び各団体からの年金に対する講師派遣があった際に、年金手帳の大切さを事例を上げて説明を行うことを心がけていました。この問題は年金記録を社会保険庁では届出に基づいて管理していますが、その結果を本人あてに通知してないことではないかと思います。国民年金では市町村で保険料を収納していた時期がありますが、その結果を社会保険庁から通知する必要があったのではないか、通知することによって市町村と庁との記録相違が早期に発見できたのではないかと思います、また、厚生年金においては、事業所を通して被保険者に結果を通知することとしていますが、これも庁から通知を行うことによって被保険

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4631	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道されている以上の問題があるかは、わかりません。	・古い記録には登録ミスがあるもの、会社名が世間一般での通り名と正式名称が異なるものなど、記録を探すにあたって、経験やスキルが求められるものがありますが、こういったものを探すスキルを全庁で共有する術が必要と思われます。(そもそもこういったスキルが必要になってしまう現状が問題だとは思いますが) ・事業所の過去台帳や、マイクロ、業務センターで管理している旧台帳をすべて確認し、W.M上で確認出来るようにし(現状、W.Mだけではどうやっても調べることの出来ない記録が多すぎます)、補正が必要なものや、事業所整理記号が0000・・・となっておりW.M上で確認できないものを確認し、登録すべきと考えます。	年金記録問題が報道されはじめた頃は、健保の適用、給付や国民年金保険料の徴収等が担当で、過去記録に触れることはほとんどなかったため手帳番号さえあれば問題なく、番号が判らない場合でも氏名索引でほとんど確認できるものと考えておりました。平成19年頃、記録問題の報道が加熱した際にマイクロや紙台帳を調べる機会が増え、W.M上の記録があてにならないことを理解した次第です。	3億件を超える記録について、全くミスが無いように管理するのは不可能と思います。ミスを前提として、どのようにリカバリーするかが重要だとは思われますが、その際に基点となるはずの手帳番号を安易に払出しすぎたのが一番の問題ではなかったかと考えます。なぜ、最初から一人一番号で管理できるように制度設計しなかったのか、疑問に思います。
4632	地方庁	その他(社会保険事務所)	自分の経験のなかでは、特にありません。	W・Mに登録されていない事業所名の登録、カセットオープンされていない手番の整理を早急に行い、調査・検索を現在より容易に行えるようにし、早期統合を図る。また、氏名検索において、読み方が複雑な方の読み仮名について、全記録の中からリスト化を行い、漢字を入力することにより、様々な読み仮名が検索できるようなシステムを構築する(氏名索引システムの向上)。	まずは、加入・納付記録の管理システムの不備がありながら、改善せずに放置してきた問題。そのために、年金請求をされた時に、他の手番の把握ができず多くの未統合手番を発生させてしまったものと考えます。また、台帳管理から電算化された時の詳しい事はわかりませんが、その時のチェックが甘く不十分ではなかったのではないかと考えます。その他にも問題があったのではないかと思いますが、総じて年金記録の管理に対する意識の低さが根底にあったのではないかと考えます。手番の確認については、期間調査や裁定請求時にほぼ確認されているとの認識があり、問題として考えるようになったのは、基礎年金番号制度が導入されてからではないかと思います。実際に調査を行なうようになってから、自分が想像していた以上に過去の記録の不備があったことは、正直ショックでありました。	まずは、調査を行なううえで、再度過去の法令等(特に自分が勤務する以前のもの)を知識として蓄えるようにし、今回の調査で完結となるよう心がけました。また、ひとつひとつの処理についても、同じ過ちを繰り返さぬよう十分な確認を行なうようにしております。前の設問の回答と同じこととなってしまいますが、納付いただいた保険料を管理することに対しての意識の低さが根底にあり、その結果が改善点の放置・遅延につながったことと考えます。そのことを十分に反省し、各人で認識したうえで、意識向上は当然とし、システムのことも含め様々な意見を出し合い、早期解決に努め、今後の年金事業を支えていく覚悟が我々に今必要なことであると考えます。
4633	地方庁	その他(社会保険事務局)	国民年金の旧台帳は、昭和46年ごろまでは納付月数の表示のみで納付時期が表示されていないことが多い。 例えば、6ヶ月納付(免除なし)なら「0600」と表示されており、WM上は前詰めで入力されていることが多い。しかし、実は後半の6ヶ月を納付しており領収書が残っていたとしても、それが前詰めではなく後詰めが正しいのか、その年度を完納していたのか判断がつきにくい。	市区町村の情報を確認する方法しかないと思われる。	基礎年金番号に統合されていない手帳番号があることは知っていたが、年金請求時に確認するからその時に統合できればよいと教えられたので、請求前に統合していたほうが請求手続きもスムーズにできるのにと思いつつも、特に深刻には問題視していなかった。そのことがかなり深刻な問題であること、またそ例外の問題についてもマスコミに報道されたの機に知った。	マスコミの報道が先行し、日々お客様からは苦情をいただいたが、できるだけ正確な情報を下率にお伝えするように対応した。 しかしながら、解明作業にかかる時間が当初の目標より大幅に遅れていることが反省点と思われる。
4634	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知らない。	お客様からの申出について、きちっと応対し現在保有する資料で徹底的に確認し、疑問を解消すること。 長い期間かかるが、期間調査申し出・第三者委員会申立てを完結すること。	年金記録問題を知ったのは、19.4月頃。 新聞等で報道されていた古い台帳が何万件もあることは知らなかった。 国民の信頼を喪失させる問題として認識していた。	情報共有化がされていなかったことが原因と考える。 問題点については組織としての共有を図ること。 また、人の入れ替わりも多いので、引き継ぎ等をきちんとすること。
4635	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思い当たりません。	まずは滞留している照会等の業務を総力をあげて正常化し、合わせて、現存しているマイクロや紙台帳とコンピュータ上の年金記録との突合をおこない、1件づつ記録を整備していくしかないと考えます。	平成12年頃年金給付課にいる時に、未統合の手帳番号を請求時に統合することが多く、統合されていない手帳番号が多い、とは感じていましたが、最終的に年金を請求するときに記録の確認をおこない、整備されていくもの、と認識していました。年金受給者の記録や国民年金の納付記録が多数もれていたことは、5000万件の記録が未統合である等の報道がされた時だと思います。	年金請求の審査をする際に、請求書にある職歴や氏名検索等により、もれている記録がないか再度確認していたと思いますが、氏名等収録されていない記録が多数でてきたことで、当時の対応は全く不十分であったと考えます。 記録問題の反省点については、この問題がおこった原因は記録を管理している、という責任感があまりにも足りなかった事が一番の反省点と考えます。また、その対応については全体としてその場対応な部分も多く、混乱をまねいてしまった点もあると思うので、事務所単位でプロジェクトチーム等による集中体制をつくり、対応していく方法もあったのではないか、と感じています。
4636	地方庁	その他(社会保険事務所)	システムの不備や入力誤り以外にも、「届出もれ」や「年金手帳の提示のし忘れ」などの被保険者側の問題があるにも関わらず、殆ど報道されていない。	年金記録問題がなぜ起こったか、深く掘り下げ、そのことを世間一般に広めるべきである。制度の不備や組織としての風通しの悪さ(庁、局、事務所のいわゆる『三階構造』)、また、制度やしくみを作った政治家や官僚が糾弾されないのは納得がいかない。トカゲの尻尾切りしかしない組織に未来はない。	システムの不備や入力誤り以外にも、「届出もれ」や「年金手帳の提示のし忘れ」などの被保険者側の問題があるにも関わらず、殆ど報道されていない。 平成19年頃	システムの不備や入力誤り以外にも、「届出もれ」や「年金手帳の提示のし忘れ」などの被保険者側の問題があるにも関わらず、殆ど報道されていない。年金記録問題がなぜ起こったか、深く掘り下げ、そのことを世間一般に広めるべきである。制度の不備や組織としての風通しの悪さ(庁、局、事務所のいわゆる『三階構造』)、また、制度やしくみを作った政治家や官僚が糾弾されないのは納得がいかない。トカゲの尻尾切りしかしない組織に未来はない。 …正直こんなアンケートに答えている時間が勿体ないし、腹立たしいです。国民の皆様や現場で必死で頑張っている職員を大事にされるべきではないでしょうか。生きている人間です。
4637	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	定員のなかで、通常業務をこなしながら記録問題も解決するのは、難しいと思います。問題発覚から2年余、職員ももう限界を超えています。年金機構発足前からの職員を何としても退職に追い込みたいのなら別ですが、通常業務をこなしながら記録問題もしっかり解決するのであれば、各都道府県に庫門の記録問題に対するチームを作る必要があると考えますが。	はっきりと意識をしたのは、平成13年11月に年金窓口担当となった時です。それ以前に基礎年金番号スタート時から、複数の手番を所持しているケースがあることは認識していましたが、基本的に年金請求自に殆ど解決されるものとおもいこんでいました。年金窓口担当となり、相談をする中で、かなりの割合で手番を複数所持している方がいると実感し、当時は請求時が直接本人と話をする最後の場所でありましたので、しっかり確認が必要と改めて認識しました。ただ、過去の管理方法、年金に対する関心の低さから今で言う宙に浮いた年金については仕方の無いものとも思っていました。	(8)と重複しますが、複数の手番を所持している方がかなりいることを個人的に認識してからは、考え付く限りの読み方での氏名検索、生年月日も幅をみて検索する、事業所名から検索するなど、自分なりには見落としのないよう努力をしたつもりではありす。最終的に行政機関である社会保険に責任があるのは間違い無いのですが、昭和の時代の電算機器も無く、一般的に年金に対する関心も薄い時代に、もっときちんとした管理をすることは難しかったと思います。ただ、基礎年金番号制度スタート時に、未回答者にたいする頻回な督促や、マスコミ等も巻き込んだ周知ができていれば、もう少し違った評価をされていたのではと思います。
4638	地方庁	その他(社会保険事務所)	思い当たりません。	現在の年金記録データを正しくすること。そして、それを国民に理解してもらい信頼を回復すること。	当初から未統合の年金記録があることについては、当然認識していましたが、年金裁定時に本人確認することから特別問題とは認識していませんでした。 また、6.7年前には期間調査を担当することになり、紙台帳をコンピュータ登録する際に、入力誤りがあったことについても認識していました。 これに関しては、正しい年金が支給されないため、老後の生活に関わる大きな問題だとの認識がありました。	期間調査担当者として、目の前の誤った記録は訂正しましたが、組織的な対応が必要だと訴えることはしませんでした。 もっと早い時期に組織として対応するべきだったと考えます。
4639	地方庁	その他(社会保険事務局)	今回、年金問題の問題視されている内容以外で、今後の年金制度に対して問題解決するための内容を精査する質問と思われるが、年金の制度自体が、ひとつの問題が解決したかのように見えても、また新たな問題が、発生してしまう要素がありすぎるため、完全解決するまでは、常にトラブルがつきものと思われる。 (7)でも意見を書いているが、元の制度が開始されてからの経過をもう一度洗いなおして結論づけていかないと、制度自体が年数を重ねるたびに複雑な制度に変貌してしまっているため、ある一定期間の問題解決をしても本当の解決にはならないのではないかとおもわれる。	年金の解決については、長期的な時間等を国民に示し、理解してもらい、短期間で終わらせるというような傲慢なやり方はせず、1件の問題に耳を傾けどのような事案がありそれの解決をどのようにするのかを細かく提示してゆかないと解決にはつながらない。	いつかはこのような事態が起こると思っていた。 平成13年4月に国民年金課に配属されてマイクロ等の記録を見たとき	対応しないとまずいとも思ったが、上司や周りに話したとしても話にとりあってもらえないし問題解決にはならないと思い特に対応をしなかった。 制度自体の複雑な経過や、紙台帳時代の管理方法、紙台帳から機械化にしたときの庁と事務所間の連携及び点検を怠ってきたことによるものなどがあげられる。
4640	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	集約センターにて集中的に事務処理をこなすべき	特になし。	特になし。
4641	地方庁	その他(社会保険事務所)	有りません。	職員一人一人が記録確認業務や再裁定業務などをスキルアップして、一日でも早く解決出来るよう職員全員で頑張るしかないと思います。	国民皆様の信頼を大きく失うと共に、年金受給者などに多大なるご迷惑をかけてしまった問題。 平成19年頃。	一日でも早く信頼回復出来るようにお客様の立場にたち、丁率かつ迅速な対応を心がけています。 紙台帳などのずさんな記録管理。 年金番号を一人に対しいくつも払い出した事。
4642	地方庁	その他(社会保険事務所)			就職し年金給付課に配属された平成12年当時、老齢年金の裁定事務に携わっていたため、未統合手番の問題については認識していた。手番記録に収録されている情報の乏しさ、あやふやさに驚き、国民の生活にかかわる記録がこのような状態で管理されていることに大きな不安を感じていた。	年金裁定時に記録が統合できるか否かで年金額が変わってしまうため、氏名検索を行い、疑わしい記録が見つかった場合は、出来る限り本人から加入当時の情報を聞き出す努力をしていた。 しかし、逆に言うと年金裁定時に手番統合出来れば問題が無く、若い世代の人については記録確認、統合を急ぐ必要は無いという意識もあった。このような意識が、問題解決を遅らせる一つ
4643	地方庁	その他(社会保険事務所)	平成9年に基礎年金番号が設定され、厚生年金、国民年金の手帳番号の統合が図られたが、すべて統合されたわけではなく、結局、5,000万件の記録問題となった。来訪されるお客様の中には、国や社会保険庁が自分の年金記録を抜け落としたのでないか、記録を消してしまったのではないかと問われる方もおられる。。それは記録を消したのではなく、未統合になっている状態であることを知っている方は少ないのではないか。 会社に勤めていれば厚生年金に必ず加入していると思われている方もおられる。厚生年金の記録照会で該当記録がないのは、このような認識があるからだと思う。	未統合の記録については、被保険者お一人お一人に丁率に地道に統合処理をしていくしか方法はないのではないか。未統合になっている氏名と住民基本台帳を突合させ当人を追いかけていくしかない。	ねんきん特別便が発送された2年前から年金記録問題が社会保険の問題として浮上してきたと認識しています。 来訪されるお客様の対応に追われ、その数を捌くことが重要であると考えていた。したがって、社会保険全体の問題という認識はあまりなかったように思われる。	とにかく事案の一件一件に対して丁率に対応すること。事務所での年金給付課の経験がないため、不明な点があれば必ず年金給付課職員に聞き、確認をした。 今でこそ「年金」という言葉は毎日耳にし成人男女なら誰もがしっているが、10年、20年前はどうであったか。年金の役割・重要さが認識されていないのではないか。なぜ保険料を納め、どのようにして年金を受給するのかもっと世間一般の方々に知ってもらう必要があるのではないか。
4644	地方庁	その他(社会保険事務所)	社会保険庁一括回答分(テレコムセンターを含む)あまりにも、雑な回答が多すぎると思われる。業務センターから送付された、ピンク色の回答書が届いたお客様から記録が見つからなかったとの回答書が届いたので、第三者委員会に申請したい旨の申し出度々いただくが、再度確認(調査)すると、ほとんどが、簡単に判明出来、お客様から、こんなに長い時間を掛けてどの様な調査やっているんだ、怒りと、不信感、失望等のご意見度々頂きます。 処理スピードを早めるのは、喜ばしことと、感じますが、やはり正確性がきちんとあってのこととおもいます。 このままでは、国民の皆様から求められる、安心した正確、迅速、丁率なサービスとは、かけ離れていろとおもいます。 正確で、信頼性のある正しい回答の送付をお願いしたいと思います。	業務センター(テレコムセンター等)でどの様な方がどの様な調査方法で回答書を作成しているかが、わかり兼ますので、お答えできません。	出来るだけ早く解決しなければとおもいます。	これだけ国民の皆様に、不振感抱かせた大変大きな問題です。 変にスピードだけを求めると、今まで以上に雑な調査不足の回答が多数発生し今まで以上の大きな問題になると思われます。 時間はかかるかも知れないが、お客様が、求める正確で、信頼のある正しい調査、回答を全職員対応して行くしかないとおもいます。
4645	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	ひとつ思うのですが、とく別便等で旧姓を記載するようになっていましたが、記載されていない方もいらっしゃるのではないかということです。年金相談に来られた方については旧姓を聞き、氏名索引(氏名漢字の読み方も工夫して、田上をタノウエやタガミとかで確認しています。)にて確認していますが、年金相談に来られない方については確認できない。もう一度、とく別便等に旧姓の記載がない方を対象に旧姓のみの調査を行い、再度名寄せを行えばいいのではと思います。	平成9年1月に基礎年金番号が導入されたときの、被保険者への他年金手帳番号の照会はがきの回答状況を聞いたとき、今後の被保険者との面談対応時や年金相談時に統合しなければならないと思っていました。ただ、現在の状況のような年金記録問題が存在するとは、想像もしていませんでした。今のような年金記録問題について知ったのは新聞報道があってからです。	受給者及び被保険者との応対又は電話照会等において、また、現在は年金相談及びとく別便や定期便の照会確認を行っているため、その対応時に過去の状況を詳細に聞き取り、統合もれの年金手帳番号がないか確認を行い、特別便に漏れがあるとの記入がないものであっても、その人らしき場合は、電話等により確認を行い対応しています。 反省点は、コンピューター導入時の紙台帳の年金記録をデーターとしてコンピューターへ移行入力したときや、基礎年金番号の導入時の年金手帳番号の登録を正確に、もっとしっかりやっておかねばならなかったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4646	地方庁	社会保険事務所課長級以上	年金記録問題は、連日ようにマスコミ報道でとりあげられており、知られていない問題はないと思われるが、次のことはあまり知られていないと思う。 国民年金の、オンライン化前の紙台帳処理のときであるが、被保険者が住所変更(管轄変更)した場合、転出・転入先社保間ですみやかに台帳のやりとりをしていた。一方で、市町村からの被保険者ごとの検認記録の社保への報告は、昭和50年頃までは3ヶ月に1回、以降は年に1回となっていた。このことから、年度途中に転出した被保険者の検認記録が漏れていることがある。 例・・2月に転出したが、以前の市町村で2月分まで保険料を納めた場合、市町村からの社保への報告は年1回の場合5月になり、その時点では当人の台帳は転出先社保に送付しているため、台帳に記録ができない。事務取扱いでは検認記録連絡票を転出先社保に送付することになっているが、都市圏からの連絡表は少なかった。前年度未納者に納付書を送付する際、以前は全て納付しているのに前年度だけ未納となっているのが転入の被保険者台帳で散見された。 実際、納付書を送付した後、本人から前住所地で収めたとの連絡も少なからずあった。	被保険者台帳にもれているので社保での解決はできない。当時の市町村が名簿を保存していればわかるが。	平成19年に記録問題がはじめてマスコミ報道された時に、この問題はそれまでの不正免除とか聴き見とは比べものにならない位大問題になると思っていた。 存在そのものを知ったのは、上記の国民年金のことは昭和50年で、厚生年金は、オンライン化になり、国民年金の未納勧奨で受給権の話になり被保険者から厚生年金の記録照会をされ、記録の確認のため端末を見ても名前はないあるいは生年月日が違っていることが多々あったことを確認したとき。オンライン化になる前からすううす感じてはいたが。	被保険者から照会があった記録については調査をおこなったが、全体的にはその時点では対応のしようがなかった。1事務所でできることではない。 船員の年金制度ができて約70年、その間放置していたことが一番の反省点である。確かに、昔は紙台帳処理で、健保厚年は事業所ごとの管理であった その上健保最優先で厚年は二の次のようなところがあった。 現在のコンピュータ一時代全盛の考えでとらえてもらっても困るのだが。
4647	地方庁	その他(社会保険事務所)	存知あげません。	本人特定ができていない以上、本人、家族等からの申出に頼らざるを得ない状況にかわりはありません。しかし、加入していた記録自体、本人の頭の中にないケースもあり、既に亡くなられている方の記録についての特定は更に困難を極めています。 であるならば、せめて申出のあった方からの回答、記録整備、再裁定等をより一層スピードアップをしながらできうる限り早期に解決してやるべきと考えます。 本当に解決するならば未確認、未統合の記録について、ひとつひとつ可能性のある方々のところに直接出向いて確認するなど地道な作業が必要なのではないかと思いますが、人員、予算、時間といった費用対効果を考えるとどうなのかと。逆に費用対効果を考えること自体ナンセンスなのかなとも思いますし。 正直、何が一番良い方策なのか答えが見つかりません。	基礎年金番号導入後も未統合の記録は数限りなく存在していましたが、その記録自体は基礎年金番号に統合されていなくとも確実に個別の手番で管理されており、最終的に年金の裁定請求時に本人確認のうえ統合がなされることから、これほど大きな問題に発展するとの認識はありませんでした。 その後各種報道によりクローズアップされていくにつれ、電話や窓口相談において特に受給者の方々の加入記録にも未統合の記録が多々あることが判明し、これまでの裁定時における確認不足やデータの登載誤りなどがこの一因であると感じました。	電話や窓口相談にあたり、申出のあった履歴に対し、可能性のあるものについては本人記録に結びつけられればとの想いで検索や照会確認等おこないました。 ・転々と職が変わるにも拘わらず厚生年金では個人の住所管理をしていなかったこと ・個人の大切な記録を安易に扱ってはいなかったか(データの登載ミス等) ・加入時から年金裁定請求時までの長期間の間で自身の加入記録を案内してこなかったことなど、これらをキッチリと創成期からやってきていれば と思えてなりません。 また、特別便発送後についてはスクランブルとはいえ ・記録判明から再裁定までかなりの時間を要しすぎた ・特別便専用ダイヤルが機能していない ・本人あてに同じような照会文書が送られていくことにより別な嫌悪感をあたえた 以上のようなことが改善できればと感じました。
4648	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	オンライン化前の社会保険庁の記録管理不足が、一般的に取り上げられているが、現状では被保険者本人の責による場合(たとえば疑重複の回答がない。生年月日を偽る等)や、事業主による試用期間の未加入、賃与支払届の提出もれなどがあげられる。	制度の周知、また事業者指導、調査の強化の必要性がある。個人記録の徹底を図るには、基礎年金番号にかわる社会保障番号の導入により、一貫した記録管理の必要性があげられる。また、国民のみなさまが年金に興味をもっていただくために、広報の拡大、学校教育なども必要と思う。	同一被保険者に対して、記録が管理しきれていないこと。 主に、オンライン化前の記録について、期間照会業務によりたずさわった時点から、同一被保険者にたいし複数の記録が存在し給付に反映しないのではと考えた。(適用課に配属された平成4年ごろ)	期間照会業務を行うこと。 問題点として、本人より照会が無いと対応していなかった。また裁定請求時にも本人の申出が無いと、氏名検索で疑わしい記録があっても、事業所名等を告げないようにしていたこと等、本人の記憶、申出に頼っていた。 被保険者自身が年金に興味が無かったことも、近年のマスコミ報道により、年金に興味をもっていただいたところは良い点だと思います。
4649	地方庁	社会保険事務所課長級以上	思い当たる事は、ありません。		制度発足時から、このような年金記録問題は存在しており、いつ問題として発生してもおかしくないままに現在まで至ってしまった重大な問題と認識している。 この問題を認識した時期は、年金記録問題として社会で取り上げられた平成18年～平成19年頃だったと思う。	被保険者によっては、多数の年金番号が付番されている方もいるため、事業所調査等の際に、年金番号の重要性と、取得届等を提出する時には、年金番号の確認を必ずして頂くよう説明しようとした。 年金加入記録を管理する年金番号の重要性についての認識が、少し低かったように思える。
4650	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	臨時職員を雇用するに当たっては、短期的ではなくある程度長期的なスパンで対応すべきと考えます。 記録問題は画一的な事務ではなく、知識を必要とします。短期的に入れ替わると、業務が非効率的になるだけでなく、管理・教育する職員の負担が大変重くなってしまします。	未統合記録5000万件について、厚生年金についていえば、被保険者が転職した場合、必ず次の会社に厚生年金手帳を持っていけば理論的には生じないはずですが、現実的には違いました。 また、基礎年金番号を通知したときに、他手番を有する被保険者がすべて回答すれば、統合されたはずですが、現実的にはそうではありませんでした。 そのため、社会保険庁は名寄せ等を行い、計画的に統合に向け取り組んでいた最中でしたが、全国民的な大きな問題となってしまったため、解決までの期間を短縮すべく「ねんきん特別便」を取り組んだ、というのがこれまでの流れだと思います。 記録が一本になっていないことが問題であると、強く認識したのはやはり、年金を裁定する場面だと思います。 本人の記憶とオンライン記録を突合せるという作業は、他に方法がないとはいえ、非常にリスクを伴う方法だと思います。 厚生年金では住所管理をしていなかったことが、障害となったわけですが、制度設計時から手作業の時代における事業運営においては、仕方がないのかと思うところです。 また、その記録を引き継いできた職員も、それを守るしか方法はありませんでした。 この年金行政は、非常に長い期間記録を管理しなければならないことが他の省庁にはない特殊なところでありますが、記録管理はその時代でできうる最善に近い対応をとってきていても、今の	とにかく、本人のものと思われる記録があったときは、年金に結びつけるため、本人に確認を取るよう努めました。
4651	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	その場その場の対応ではなく、中長期的なスケジュールと適正な人員を組む事が必要と思います。	年金業務に携わった事がなかったので、国民年金の免除問題の頃から知りました。	法令遵守の認識が薄かったと思います。納めた人が年金を公平に受給できるように、お客様に心からお詫びして、一刻も早く記録が見つかるよう、丁寧に聞き取りをするよう努力しました。
4652	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		本人宛、厚生年金については勤務先の住所、国年については、当時の住所の記載したもので照会する。	数年前に年金相談窓口にて、相談にあたっていたときに認識したが、なかなか本人が思い出せずにいることが多く困っていた。	当時も、すこしでも思い出してもらえるよう住所をこちらからいってみたりして思い出してもらえるよう対応してきた。
4653	地方庁	社会保険事務所長		・現在までカセット記録のままとなっているものの記録収録。 ・カナ氏名となっている手番記録の漢字氏名収録。 ・記録追加により、再裁定の結果年金額が減額となるケースがある。色々な問題があると思うが、従前の年金額を保障する法整備を図ってはどうか。特に旧法国年老齢の受給権者に、国年期間と重複する厚年期間が判明したことにより、国年老齢要件を満たさなくなり通算老齢年金に裁定替えとなるケースでは減額が多額となり、厚年期間が1年未満では厚年通老も発生しないケースもあり得る。旧法においては、重複期間が発生した場合でも国年記録は訂正しないこととはできないか。また、障害年金受給者で記録追加により平均標準報酬月額が下がり減額となるケースもある。	平成9年に基礎年金番号が導入され、他の手番の基礎年金番号への収録作業が進められてきたが、まだ、5千万件もの記録が残っていることは驚きであった。記録の管理は制度の根幹であり、正確で適切に管理されなければならないもので、制度の存続にかかわる重大な問題であると認識している。 基礎年金番号導入前は、制度毎の番号で管理され、同じ制度においても、複数の手番を持つケースも多数ある。年金請求時等において、記録整備がなされてきたところであるが、オンライン化に伴う記録収録の正確性など、記録管理に様々な問題があることを、この度の問題発覚によりあらためて認識した。	年金請求時や記録照会に対し、記録漏れが発生しないよう、調査確認を徹底することに努めた。 記録管理における庁としての反省点としては、オンライン化による記録収録時において、点検が不十分であったこと、旧台帳を含むすべての記録が収録されていなかったこと、この度の特別便による確認作業を基礎年金番号導入時等の早い時期に実施できなかったことなどが挙げられると考える。
4654	地方庁	その他(社会保険事務局)	とくになし	1件1件、台帳などを確認していくのが、1番確実だと思います。	問題として認識したのは、世間で言われ出してからです。	窓口の混雑が少しでも解消するように、対応していました。 本庁で、早期対応をして特別便等を迅速に発送したのは、いいと思いますが、そのためにシステムの整備が不完全なため、特別便等の内容が不備のあるもの等が本人宛送付されたり、訂正後の記録を再送付されたり等、したため、電話照会・窓口来訪者が著しく増加し、現場が混乱しました。 反省点だと思います。
4655	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	なし	国(社会保険庁)の信頼を回復するため、組織として最大の課題と考えており、そのために全力を出して業務を遂行した。 年金の請求時に不明だった記録は判明し、統合されるものであると考えていた。基礎年金番号の設定後すぐに統合されなくとも年金の請求までに統合されれば大きな障害はないのではとの認識はあった。 何らかの理由により記録が登録されておらず、不明のまま残されていた。また、登録がもれていたものがあったとは考えていなかった。ただし、稀にもれていたことがあったかもしれない。	データ入力後の確認が大切であり、マニュアル通り確実に複数者でチェックをすることが一番重要であると思います。 各職員に課す業務量の多さに対する支援体制が不十分であり、慢性的な過度のサービス残業、常時なり続ける電話対応による業務の中断による処理ミス等が起きないよう落ち着いて業務のできる環境と長時間残業による判断ミスを起こらせないようにする勤務状況を実施していく必要がある。
4656	地方庁	社会保険事務所課長級以上	記録問題が発生するまで、5000万件という数字は全く知らなかった。 社会保険庁で公表していないものが、もしまだ存在していれば、我々職員に教えてください。	徹底的な人材と予算の投入。	昔の厚生年金の記録を、社会保険事務所にあるマイクロフィルムで調べていたが、本庁で未開封のカセット記録がこれほどあるとは認識していなかった。 国会で記録問題が取り上げられてから、具体的な数字を知った。	組織において、できることを実行すべきと考えました。 政府として短期間に処理を急くあまり、多くの職員が悩つき、悲しい思いをした。自分自身もこれまで一生懸命努力したつもりですが、疲弊しております。
4657	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		基礎年金番号の導入後に採用され、来客したお客様や各種届けを出されたお客様に対して1件1件記録を整理していくしかないと認識していました。問題意識としては各種報道を受けた後に早急に整理しなければいけない問題であると考えを改めるようになりました。	主に年金特別便および年金定期便の電話対応や接客を通して一人一人に丁寧に説明をし理解を求めていくしかないと考えました。反省点としては、当初から年金記録問題に対して甘すぎる認識を持っていたことかと思います。また、所属している組織自体も認識が甘かったと思います。
4658	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	特になし。	職員の、「裁定請求時に統合すれば良い」との考えと、お客様の、年金に対する関心の低さが、このような問題になったと認識しています。 国民年金課に配属されてから、相談時に氏名索引をすると結構発見(旧姓・一字抜け等で)出来たので、いつかこうなるだろうと思いました。	お客様の氏名で考えられる読み方等で対応しました。 反省点については、上記の質問項目(8)の上の内容と同様です。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4659	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思い当たりません。		「宙に浮いた年金記録」について、年金給付業務に従事していた頃 (H7年～H9年)、いくつも厚生年金、国民年金の番号を持っている人 がいたりして、どうして1つの番号を持って転職しないのだろうか、また資格 取得の処理をする際、社会保険事務所でも前歴のない人かどうかを 疑って調べなかったのだろうか、と疑問に思っていた。 そして、2，3ヶ所の会社に行っただけの人なら勤務先をすべて思い出して 裁定請求時に1つの記録にできるけれど、10も20も転々としている人や ほんの数ヶ月勤めた何十年も前の会社を、60歳になって思い出せない人 もいて、別人記録として統合されなかった記録が活かされないことに疑問を 感じていた。	裁定請求時には、ある程度のヒント(会社所在地の郡市区、会社名の 最初の文字、業種)を出したり、家族に聞いてもらうなどして、なるべく本人 に思い出してもらうように努力し、適用課のときには基礎年金番号も始ま っていたので、20歳以上であれば必ず番号は持っているものとして、新規 に付番することは極力避けて、一人に2つ以上の番号を起こさないように 努めた。 今のようにコンピュータで記録の検索ができなかった時代に、手作業で前 の番号を探すことはほぼ不可能だったとは思うけれど、「番号は一人ひとつ」 という考えを職員だけでなく、国民全員が認識すべきだったのではないかと 思う。
4660	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	個人の責任も問う	マスコミが騒ぎ出してから	対応できず
4661	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	現時点においては、時間制限を設けて記録照会や整備を行っているために十分な点検作業を行っているのか心配な部分があります。 確かに、現在年金を受給されてる方や間もなく受給者になられる方は早急な照会回答や記録整備を完了させなければなりません。 したがって、期限内に完璧な結果を出す対象を受給者と受給直前者に絞り、より丁寧な点検作業を行い、羅わくば現役世代の方の年金記録については、もう少し時間をかけて照会業務や整備業務を行うべきと考えます。そうすることが後々新たな記録問題を起こす可能性を無くすことになりますし、それが本当の意味での問題解決と考えます。	基礎年金番号制度が導入される以前に適用業務に携わっている際、年金番号を複数持っている被保険者の記録を見て、『これだけ複数に分かれて記録を保管していたら、年金請求のとき全て用意しないといけないので大変だなあ。』と思っていました。	基礎年金番号制度が導入されることとなり、定期的に社会保険庁より通知書を送り、いわゆる『手番登録』作業を被保険者に促していることと、年金請求の際に徹底してご本人と職歴や年金加入歴の突合せを行うことにより、正しい年金額を受け取っていただけるよう業務を行ってきたつもりです。 しかし、ご本人も忘れている記録やこちらも名前や生年月日が少しでも違えばその方の記録ではないと断定し、もう一歩踏み込んだ記録確認をしていなかったことが今日の問題につながっているひとつの要因であると思います。記録確認における認識が甘かったと思います。
4662	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	単に、大勢の人数を投入して調べるのではなく、知識を持っている人間が、肝心な部分を掌握したうえで、分業して調べていくことが必要ではないかと思います。	なぜ、このような結果を招いたのか、とても疑問に感じました。 WMに記録を移した際、業者に頼んだとしても、職員がなぜ、すべて確認しなかったのか、当時のずさんさは、否めないと思います。 ただ、届出をする側も、かなりいい加減なところもあり、(こんなに騒がれている今でも、届出する側の意識が低いと感じます。)すべてを、こちらの責任とされていることには、少なからず、疑問も感じます。 実際、こんなひどい状況と知ったのは、この件が騒がれてからです。	これ以上、ずさんな処理につながらないように、窓口、電話でなどで、この届出がどういう意味を持つのか、理解してもらえるよう努め、人任せではなく、自分の目で必ずチェックするよう、心がけました。 それでも、誤った届出をすると、それが、また次の問題につながることを説明しても、わかっていただけないお客様が、まだまだ多いと思います。 もっとわかりやすい届出用紙を作成する、お客様の側にたった制度の説明文にする、といった、お客様目線がまだまだ足りないと思います。 また、アウトソーシングで、業者委託もいいですが、以前と同じ結果を招かないよう、知識のある職員が厳しくチェックする必要性を、大変強く感じています。今回、多数の職員が辞めますが、質のよい職員数の確保は必要だと思います。 また、記録問題後先で、本来の業務がすべて円滑に流れているとはいえません。これがまだ、次
4663	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	年金受給者については、あらゆる手法を使って、本人記録の確認統合をしていかなければ解決がありませんが、受給前の被保険者は、裁定請求時に被保険者自身と面談し記録の確認する時期が、あるので、このときの対応をきちっと行うことで問題の解決に繋がると思います。	資格取得時に早期に健康保険証を必要とし、再取得者が新規取得で新たな番号を受るケースを行政側も黙認していたと思いますが、その後の重複取消し処理までのチエエックが出来ていなかった。 また、裁定請求時に過去の職歴の確認をすることで、重複の処理が出来たと思うが、請求受付の混雑、また繁忙であり、この確認が甘かったために起こった。 請求書の記録欄の職歴欄について、きちっと記載させ、確認を行わなければ行けないが、これが出来ていなかったことが、今になって問題となっていると思います。	年金請求者からこれで間違いないとの同意を取っていたが、現状のフォローアップのように旧台の写し、カセットオープンや記録整備がもっと早く出来ていれば、良かったと思っている。
4664	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	ねんきん特別便およびねんきん定期便の記録照会についての確認作業を行うとともに、払出簿等の画像化されたものを活用し、本人記録と思われる記録が見つかった場合に本人への照会を行ったいいと思います。	基礎年金番号の導入に伴い、基礎年金番号とならず未統合となった記録であり、本人の記録に統合処理がされない場合に、その未統合の記号番号にある納付等をしていた記録が年金の受給に結びつかないこととなるため、厄介な問題であると認識していました。 また、未統合の年金記録の存在については、採用後に年金の記録の処理を行ったり、窓口等での照会を行うようになってから知りました。	年金の加入等の届出の処理の際に本人の記録と確認できた、未統合の年金記録について統合処理をおこなっていました。 反省点としては、基礎年金番号が導入された際に未統合の年金記録があることを広報して、被保険者のかた年金の記録を確認していただき、統合処理を進めるべきであったと思います。
4665	地方庁	社会保険事務所課長級以上	女性の方で厚生年金保険に加入して退職時に脱退手当金を受給された期間があり、確認すると国民年金と重複しており、厚生年金の期間を自分のものだと主張すれば年金が減額される方がおられる。	脱退手当金支給済期間が判明しても、受給要件に関係が無ければ、そのまま手帳番号で管理すればいいと考える。	期間照会を担当した昭和63年ごろに手帳番号を複数持っておられた方が多数おられたので、確認できない記録が多数あることを知った。オンラインで氏名索引することが出来るようになったが、氏名がカナで入力されていることもあり、読み方の違いで出てこないことがあった。 本人の住所を登録していたわけでないので、ご本人が行かれていた会社名が出てこなければ、調査が出来ない状態で、多数確認できない記録があったものと推察された。	平成9年に基礎年金番号を導入しましたが、厚生年金保険で当初から前に会社に行かれていて厚生年金に加入していなかったかの確認を徹底できていればと思われる。また、年金制度に関する広報もきめ細やかに国民全体にし、関心を持ってもらえていればと考えます。
4666	地方庁	その他(社会保険事務所)		これまでに送付してきた特別便や定期便などを参考に、お客様のご協力を得ながら、お一人お一人の加入期間や標準報酬等について確認、整備をおこなう。	一人の被保険者に複数の手番が存在し得るということ、かつ、お客様が自身の記録を整備する機会は、年金を請求する際のみであるというケースも多いということに問題点を認識していました。 基礎年金番号が導入された以降に、期間調査の業務を経験しましたが、手番のままとなっている記録が数多くあることを、認識させられました。	期間照会業務を行ってきた中で、お客様からのお申出はないケースであっても、可能性が高いと思われるものは、お手間を取らせてしまいますが積極的に照会をする。また、オンライン上への収録誤りの可能性を常に念頭に置き、さまざまな角度から調査を行うことで、記録の判明に勤めています。 反省点としては、記録不備はもちろんですが、現在加入記録の調査を申し出られるお客様の声として、『裁定時に職歴を十分に調査してもらえなかった』という苦情もいただくことから、相談時において常に丁寧な対応心がけるといった姿勢や、職員がスキルアップを常に心がけることが必要であると考えます。
4667	地方庁	その他(社会保険事務局)	申し訳ありませんが、特に存じあげておりません。	職種を問わず、組織に所属する全員がそれぞれの持ち場において、今、見えている問題点、改善案を随時、労力をかける事なく提案し続けていくシステム作りが急務だと思います。	平成18年頃の報道を契機にこの問題の存在を知りました。この問題に対する認識は最初から今も一言で「申し訳ありません」の一点のみです。自分自身の経歴の中では会計係所属などの年数が多く、年金記録問題の発生原因となるような業務に携わった経験は少なかったのですが、どんな立場であったとしても、所属組織が過去から積み重ねてきた行為により発生させてしまった問題に対する責任は職員1人1人にある事を肝に銘じています。そして、この問題が日本全体に与えた年金行政に対する信頼感の著しい低下という結果については、職員一人一人が一生、背負い続けると共に、その回復に対して全力を尽くしていく必要があると考えています。	事務所においては、電話・窓口を問わず目の前で対応させていただく、お客様に対して誠心誠意、ご説明させていただいたうえで正確かつ迅速な事務処理を心がけました。 事務センター、事務局に異動後も、事務所で対応させていただいた一人一人のお客様のお顔を思い浮かべながら、1日でも早く正確かつ迅速に調査結果を送付させていただけるよう、アナログベースで保管運用されていた紙台帳をデジタル化したり、オンラインシステムが休止している夜間、土日においても回答票が作成できるパソコンシステムを組むなどを行ってきました。 反省点としては、事務所窓口においてキチンとお客様のお申し立てを受け止め、それを照会票に記じていただく事が組織として徹底できてなかったばかりに、無駄や検討違いの調査が行われるなどした結果、ご照会いただいたお客様に正確な調査結果を送付できるまでに必要以上の日数がかかってしまった事が大きな反省点だと思っています。今後も受給者の方に対して標準報酬をご確認いただく事業の開始が予定されていますが、ご高齢の方が多いなかでより一層の創意工夫が組織としても、各職員としても求められていくと認識しております。
4668	地方庁	社会保険事務所課長級以上	わかりません。		これほど量の整備されていない年金記録が存在していたことを認識できたのは「年金記録問題」が取り上げられてからです。これは国民生活にとても大きい影響のある問題であると実感しました。なすべき記録整備を早急に行い、適正な年金支給を実施して受給権者の方々の受給していただかなければならないと考えます。	事務所窓口、電話対応(電話センター含む)、個別訪問等で年金記録問題に関係する調査・確認・事後処理等、必要となる各対応は率先してやってきました。年金記録問題の反省点ということについては「的確な記録の管理」と「国民の方々への的確な情報提供」を過たずに実施することということになると思います。これができていなかったことが反省点です。今後は、国民生活に直結する重要性を認識して対応していくことで反省点を解消していくべきと考えます。
4669	地方庁	社会保険事務所課長級以上		・旧台帳全記録のオンラインへの速やかな反映 ・専門チームによる記録調査体制の確立 ・社会保険庁全体あげての体制づくり	・非常に重大な問題。知ったのは国会で問題になった2年程前。	・国会で問題となった当時事務局医療係におり担当課に配置されていなかったが、社保事務所での来客相談等、できる限り対応するするよう努めた。 ・採用後2年目で期間調査の仕事をしていた当時、旧台帳記録に該当するような期間の照会がほとんどであった。今思えば旧台帳記録をすべてオンラインに反映させるようにすればよかった。(当時すべて反映させるよう要望したこともある)。
4670	地方庁	その他(社会保険事務所)		現時点と同様にそれぞれに対して個別訪問も含め対応してしていくしかないと考えます	記録問題がマスコミ等で取り上げられるようになってから	過去から現在に至るまで少しずつでも対応できなかったこと
4671	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	全国民からの「ねんきん定期便」への確実な回答。	オンライン上に反映していない年金記録があっても台帳等は確実に保管されており、台帳保管庁に照会すれば記録の有無・相違は判明するものであると認識していた。	期間照会の確実な実施。 照会が無くともオンライン上の記録に全て反映するようにされていなかった点。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4672	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録判明の作業には、熟練の知識や経験がないと、判明しにくい場合もあるのに、記録チームで作業している人は短期のアルバイト採用のような方では判明させることができないケースもあると思います。	記録チームに携わる人は、熟練の知識や経験豊富な職員を配置すべきと考えます。	以前の総理が「おっしゃったように「最後のおひとりまで解決させる」的なことは、かなり困難だと認識しています。 平成19年4～5月頃にTVで報道され始め、相談のお客様が殺到した頃に、紙台帳記録がオンライン記録に反映していないこともあると知りました。	熟練の知識や経験豊富な職員を多数配置して、記録判明に努める。 反省点は記録判明に携わる人員が少ないことや、経験不足であることと考えます。
4673	地方庁	その他(社会保険事務所)	問題とまで言えるものかどうかはわからないが、国民年金第3号被保険者特例届について、5年以上前に遡る場合に、所得証明が添付できないために、最終的には本人の申立てのみで認めていた。(実際には扶養の条件を超える収入があっても確認できるものが無い。)	方策が無いと考える。(法改正くらい)	平成17年頃。この頃はまだ、本人のものの可能性のある記録でも、まず本人のものに間違いないと思われる場合でなければ、統合はしていなかったと思われる。未統合の手番が相当数残るのではないかと思った。	当時は別人の記録を統合するよりはましだと思ったので、深くは考えなかった。もっと細かい聞き取りをしておく必要があったのではないかと思う。 もう一つあえて挙げさせていただくなら、届出義務を事業主に課してはいるが、事業主が届出をしないことに対する罰則規定が法律では定められてはいるものの、実際に罰則が適用されたという話は聞いたことが無い。記録問題の大半は事業主の届出によるものが多いという現実がある。もっと実効性のあるものにして欲しい。
4674	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。			基礎年金番号制度にしたときにもっと、広報をして、手番統合をすべきだったと思います。また、古い記録をより区早く検索できるようにしていればよかったと思います。
4675	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ほとんどの問題は知られていると思われる。	今となっては記録の確認はご本人の協力を得なければ不可能であり、地道ではあるが1件1件間違いの無いように、記録の修正等を行うしか方法はないと考えられる。	社会保険庁入庁当時(昭和55年)から厚生年金の加入記録については、制度発足時の紙台帳においても不鮮明なものや不備なものが存在し、電算機収録とした後も入力の誤り、届出時の誤り等による不備記録が存在していた。 これらを補正したり、記録を統合するためには、被保険者の職歴等を確認する必要があり、事業主による届け出を原則として被保険者の住所情報を保有していなかった(必要とされていなかった)状況では、これらの記録の補正は被保険者の方から年金請求時に提出される、職歴書を基に補正や統合するしか方法はなかったと考えていた。 標準報酬の改定については、事業主からの届出によるものであり、それが事実と異なる場合には、社会保険調査官による調査等により発見・訂正されることとなると理解しており、職員が事実と異なる報酬に改竄し届出することに関与するということは考えたことがない。 国民年金の加入記録の問題については、印紙検認方式による市町村収納の時代には、社会保険事務所への記録の送付漏れ等により、納付記録が抜けている事象があると聞いていたが、平成14年以降国が直接収納するようになってからは、そういった事象は起こっていない(仮に職員の横領があっても必ず判明する)と考えていた。	厚生年金の記録に関しては、年金請求時において修正するしか方法がないと考えていたので、特に自ら対応することはなかったが、国民年金については平成14年の国への直接納付の検討に携わった際に、一括検認方式ではなく納付情報をそのまま納付記録として収録する現行の方式に変更し、納付記録の漏れが生じないよう方策を検討した。 (8)において記述しているとおり、記録の不備は紙台帳時代から存在しており、その当時であっても補正や統合を行うには被保険者の方の協力がなければ解決できない事象であったと考えられる。 したがって、この問題を内部の問題として先送りせず、早く(受給者が急増する前に)この事象を国民に明らかにし、国民の皆さんの協力を得て、記録の補正や統合を行っていれば、ここまで問題化することはなかったのではないかと考えている。
4676	地方庁	その他(社会保険事務所)	ございません。	現状の対策はWM上に手番として登録されてる記録のみを基礎年金番号と突合し年金とくべつ便等でお客様に周知している状況であります。 しかし、WM上に手番登録されていないマイクロ記録が多数あること、手番は登録されているがカセットを開いていないため基礎年金番号と突合できない記録が多数存在するのも事実であります。上記記録についてはお客様の申し出からでしか調査できないこと、また、記録調査の経験の浅い職員の調査では記録確認できるものも判明に至らない可能性があるなど問題がございます。 よって、社会保険庁で有する記録をお客様に周知し記録の統合を促進するには ①手番登録されていないマイクロ記録やカセットを開いていない記録を整備する ②①が完了後基礎年金番号と当該手番を突合しお客様へ周知する といった対応が必要かとかんがえます。すでにとくべつ便を兼頭に何度もお客様へご案内が届き高齢の方には特に混乱を与えかねない状況になっておりますが、本件問題を解決するには必ず必要なことと思います。 ただ、いままではシステムの改良によってその都度ご案内を差し上げているので、今回は全ての	年金給付課に在籍していたとき、老齢年金審査時に基礎年金番号以外の年金記録がよくあることに気づいたのが、現在の年金記録問題につながっていたものとかんがえます。 年金記録がありながら、基礎年金番号に統合されていないために受給できないのはおかしいと思っておりました。	自分は手番記録が本人の記録であるならばせっかく払った年金を受給できないのはもったいないと思い、手番記録があるお客様には電話で確認を取ったものでした。ただし、当時はお客様自身で会社名をおっしゃっていただかない限りは記録統合できなかったので、ほぼ本人であろうと推定できても記録統合できなかった経験がございます。 自分が年金給付課に在籍した当時(平成14年～H17年度)は、年金記録の確認はお客様からの申し出があるのが前提といった風潮(平成9年、基礎年金番号導入時に手番統合の案内が通知されているため、その返答がなされているという認識があった？)があり、窓口で相談員が進んで確認していたかどうかは、個々の相談員の対応次第であった可能性があります。(相談マニュアルを事務所等で作成し相談体制の統一化を図るなどの定期的な研修があったかどうかは存じません) 年金給付課に在籍した当時は自分は新任であったため、所属課長に窓口で手番について確認してほしいという要望を出すくらいで具体的な対策を講じていませんでしたが、今を思えばもう少し情熱をこめて訴えていればと思った次第であります。 せっかく年金請求時にお客様と接点が取れた時に積極的に確認してこなかった積み重ねが、5千万件の年金記録未統合につながってしまったことを思うと忸怩たる思いが募るものです。
4677	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません		知ったのはマスコミで騒がれるようになってからです。 年金は将来の所得保障でとても大切な事だと思います。	金融機関で経験したお客様の立場に立った気持ちで対応しました。 一人の人に番号何本が払いだされて早いうちから一つの番号で手続きがされていたらとおもいます。また、窓口対応で年金の知識の疎しい人が少ないと思います。
4678	地方庁	社会保険事務所課長級以上			記録の管理がきちんと出来ていなかたこと。 受給になっていない記録が多数あったことは、社会保険事務所に採用されて適用の資格照会の仕事をはじめた時から。	過去の記録の管理について、個人の職員が簡単に対応出来ない。 基礎年金の導入をもっと早くすべきだった。
4679	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	現在、問題解決に向けて進めている方策を着実に実行していくことだと思います。	制度的な問題や実務上の問題など複合的な問題だと認識していました。 新聞報道等、社会問題化した時点で知りました。	被保険者の立場に立った対応を行い、社会保険庁の信頼回復に努めようと対応しました。 法律の改正等、制度の抜本的な改革が必要だったのではないかと思われます。
4680	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	記録の持ち主ご本人からの協力を得て(回答をもらって)誤りを訂正していく	問題があるとは認識していませんでした	過去において職員の仕事が雑だったせいだと思う。被保険者の情報を開示する機会もなかったので今まで露呈しなかった 現在は周りの意識も高まって、定期便なども始まり、改善されていくと思う
4681	地方庁	その他(社会保険事務所)				
4682	地方庁	その他(社会保険事務所)		問い合わせのあったものを調査回答するのが現実的。 全件照合するなら、市町村台帳との照合までやらなくては いけないと思うが、費用対効果を考えると現実的ではないと思う。	オンラインと台帳が合わないときがあった。 平成7年以降、国民年金の業務等にたずさわり、 目にしたことがある。	よく覚えていない。 おそらく、変換処理674を入力しなくてはならない 年度が相違していて目についたと思うので、 674に伴い補正をしたのではないかと思う。 オンライン化前、市町村台帳と社保台帳との照合を2重3重チェックで 行うべきであった。 毎年、お客様に記録をお知らせするべきであった。 何十年も掛けて、後でまとめて確認することに無理があった。
4683	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	紙台帳やマイクロを正確にデータ化して、素早い検索ができるようにする。	平成14年頃、年金給付課在籍時に年金裁定のための本人申し立て職歴と一致していないため確認すると、未統合番号が多数あった。しかし、ここまで多いとは思っていなかった。	旧姓や、読み方、職歴をできるだけ細かく確認し記録の統合を行った。さらに細かく確認を行い、統合を行うべきだった。
4684	地方庁	その他(社会保険事務局)		短期間での解決には、ムリがあるのではないでしょうか？？早急な対応がもちろん必要かと思われますが、あまりに無謀な期間設定は、また誤りを起こす元になるのでは・・・と懸念します。	採用されて(H9年)間もない頃、母親が基礎年金番号の他に、古い厚生年金番号をもっていることがわかったため、統合等の手続きを進めました。 その際、母の厚生年金番号に収録されていた氏名が間違っていることがわかりました。 母は当時の厚生年金被保険者証をもっており、番号がわかっていたから良いようなものの、番号がわからなくて氏名が間違っていたら、母の記録はどうなっていたんだろう？？と、採用間もなかったこともあり、とても不安な思いをしたことが、最初にこの問題が存在することを知ったときだ	あまりにも初歩的(氏名や生年月日の収録誤りなど)なミスばかりで、とても情けなく感じます。 職員1人1人が、もっと親身になって扱っていれば、絶対にありえないものばかりだと思いますので、1件1件、丁寧な仕事をしていれば、このようなことにはならなかったはずです。
4685	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金、厚生年金ともに取得や喪失の手続きが概ね正しく行われていると思うが、被保険者や事業所が正しく、楽やかに手続きをとることが、前提となっており、無理が生じていると思う。	社会保障番号制度、義務教育段階での年金教育等。	長年に渡る制度の限界。職員の感覚の麻痺。不正免除問題で具体的に知った。	あくまで、被保険者の立場で仕事を進める。その意識が徐々に欠落していった点が反省点だと思う。
4686	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません		支払った保険料に見合った給付を受けられない可能性がある深刻な問題と考えています。 そのような問題が存在することを知ったのは、基礎年金番号導入後に入庁し、入庁以降も健康保険給付や庶務関係の部署に配属されたりしていたため、新聞等の報道があった後だと認識しています。	年金記録が正しく反映されるように、という意識のもと、それに伴う業務の支援については、当番の時は当然のことながら、当番でないときも、可能な限り行うようにしてきました。今後についても、問題が解決するまで、同様の姿勢で仕事に臨むとともに、新たな問題が起こることのないよう心がけ、真摯に業務に取り組むようにしていこうと思いました。 この問題の反省点としては、コンピューターが導入されていない当時は、紙で記録を管理するのは止むを得ないものの、台帳への記入が、汚いあるいは読み辛い字でなされているものが多数あり、そのことが正しくコンピューターに反映させることが出来なかった原因の一つと考えています。そのことから、情報の管理を徹底し、他の人にもわかりやすく、丁寧に仕事をしていかなかれ
4687	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	現在取り組んでいる業務を迅速・正確にこなしていくことが大事だと思います。	何もしないと大変なことになることだ、とうすうす思っていました。ただ、資格照会業務の経験がないので、このことは人の話でしか聞くことがなく、重大さの認識があまりありませんでした。問題の存在について、いつのころ知っていたかは、申し訳ないですがはっきり覚えていません。	基礎年金番号がない方について、十分な確認を行わずに新番を付番してしまったことが原因だと思います。年金給付課で裁定請求を担当していたときは、手番について窓口での確認もれもあったので、審査を慎重に行いました。また、現在は事務センターで厚年の適用関係業務を行っていますが、基礎年金番号の確認は業務処理マニュアルに従い、慎重に行っております。
4688	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	早期に新適事業所を含め、社会保険の意義や事務手続きの指導を強化する必要があると思います。	過去に、あまりに年金制度を労働者が知らないこと・知らせなかったことが問題だと思います。二年ほど前からです。	自分の置かれている立場でできる限り事業所の方や来所者にわかりやすい言葉で説明しました。 社会保険事務所では各課が持分の仕事をしますが、ある一人の人間の一生の社会保障を考えて仕事をする体制になっていないのが問題だと思います。 会社に勤務し厚生年金に加入したら、個人には加入や標準報酬の連絡は何もいきません。厚生年金は事業所対応ですが、情報が個人にもいく対応が必要だと思います。 適用事業所の指導に力を入れることが大事だと思います。
4689	地方庁	社会保険事務所課長級以上			平成9年以降、基礎年金制度が始まった時点で複数の年金番号を持つものが多数散見されたが、登録処理が進んでいるとの印象がなく、届出時に記録整備が多かった。(平成9～10年ごろ)	当時は、事務所国民年金業務課勤務でしたので、市町村担当者と協力して番号登録を積極的に行い、併せて年金診断書的な資料作成で確認呼びかけを行った。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4690	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	国民年金のオンラインへの切り替え前に事務所の国民年金台帳と市町村の国民年金名簿の突合を行いました。 そのとき不突合となったものが多数ありましたので、補正処理を行ったと記憶しております。	厚生年金、国民年金共に調査結果等をお客様に丁寧に説明できるよう時間と人員の余裕を頂きたいと思います。(時間を掛けて調査内容等を説明する。)	今、改めて思えば厚生年金と国民年金及び共済組合の別々管理が問題との認識はありましたが、年金請求時に確認できる(一本化される)と認識しておりました。 問題が存在することを知ったのは、採用後の2年後(昭和59年)頃、年金給付を担当するようになった頃と思います。	年金記録問題は、多々あります。平成9年に基礎年金番号が導入されましたので、年金の裁定を待たずとも記録の整備(一本化)がされることを期待していました。 また、社会保険事務所においては、厚生年金の期間調査について、お客様にお勧めしていました。国民年金においては、市町村からお客様に過去の納付記録について、お知らせしていただいておりました。(一斉通知等)
4691	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	地道に、丁寧に、ひとつひとつ解決していくほかはないと思います。	昭和51年当時採用された当時、重複取消届が事業所から提出されていましたが、特に重要な問題として認識はしていませんでした。 55年頃には厚生年金の期間照会を担当しましたが、照会もかなりの件数に上り、また台帳によっては損傷がひどいものがあって、将来照会に対応出来ないのではと危惧の念を抱いた記憶があります。 昭和62年初めて国民年金課に所属しましたが、国民年金の紙台帳は廃棄されており、特殊記録のない台帳についてはマイクロにすら保存されていないことを、以前からの職員に聞いて驚きました。マイクロも無く、オンラインの記録には住所の入力がされていないものもあり、そういった方からの照会にはご本人であるという確証が取れず、将来的に大変な事になるのではないかと思いました。	未納保険料徴収の時には、必ず氏名索引をして、ご本人のものと思われる記録を打ち出して行き、面談の時に確認をして、ご本人の記録と確認出来た場合は統合処理を行いました。また、記録以外で相談に来られた時にも年金手帳に記載があって統合されていない記録があれば、その場で統合の手続を取りました。 紙台帳の時はある程度やむを得ないとしても、コンピューター管理後の基礎年金番号創設の時に徹底的に照会をしていれば、5000万件という数字にはならなかったのではないかと思います。 ご本人の申出を待つのではなく、積極的にアプローチしていく姿勢にかけていたのではないか、職員の問題認識、年金記録に対する意識も十分ではなかったことも反省点として挙げられると思います。
4692	地方庁	社会保険事務所課長級以上	会社名が不明の記録や事業所記号が誤っているため特定できない記録の存在が明らかになっていないと思われます。	機械上の記録整備をさらに行い、事業所名称、記号などが明確になった段階で再名寄せを行い、特別便的な文書を送るようにして特定させることが重要と思われます。またカセットに収録されている記録についても開放をおこなった上で整備する必要があると思います。 現在でも事業所名称等が特定できない記録があると判明させるのに大きなネックとなっています。	社会保険庁の記録整備の不備の問題が一番大きいと思われますが、もっと早い段階で厚生年金についても国民年金についても生涯ひとつの番号で年金に加入してもらうようPRすべきではなかったのかと思います。年金記録問題については、記録不整備だけではなく年金にたいする国民の関心を高める広報などがもっと早い時期に必要だったと思われます。 問題の存在につきましては、昭和63年ごろ資格照会の仕事をしている時これだけ統一されていない記録があることを知り、今にたいへんなことになるのではないかと予感はしていた記憶があ	できるだけお客様の記憶を呼びおこして記録の特定ができるよう心がけています。 また簡単に見つからないときは氏名・生年月日・会社名などできるだけ範囲を広げて窓口の段階で判明できるようにしています。 反省点としては、もっと早い段階で整備されていない記録を整備して国民に呼びかけるようにすればよかったのではないかと思われます。政治的な問題として国会で取り上げられる前に社会保険庁として記録問題の存在を明らかにして対応すればよかったのではないかと思います。
4693	地方庁	その他(社会保険事務所)	知られていないかどうかは分かりませんが、被保険者名簿からオンラインによるデータ管理に切り替える時に得喪年月日が誤って登録されているケースが思ったより多い。また、被保険者名簿に記されている氏名および生年月日が誤って登録されているケースも多いです。	効率良く解決出来る方法は無く、地道に1件1件正しい記録に直していく作業を行わないといけないと思います。	正直言ってマスコミ等で報道されるまではまさかこのような事態が起きているとは思いませんでした。	以前は得喪年月日の登録についてあまり重要視されていなかったように思われる(年金額はあくまでも月割で計算されるからとの意識が強かった為であろうと思われる)が、今後はそういった考えを改めて業務を遂行していかなければいけないであろうと思います。
4694	地方庁	その他(社会保険事務局)		職員全てが最優先に取り組むべき問題としての自覚を持つ		
4695	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ここ2年間は、直接年金記録問題に携わる業務を行っていないので、特筆することはありません。	記録の照合をしっかり行い、年金の記録を確実に正しいものにして信頼を得ていかなければならないと思います。 ただし、人数を掛けるだけでは正しい照合はできないと思います。社会保険事務所の職員がどれだけ関われるかによって、結果は大きく変わってくると思います。	平成19年に一気に問題が広がったときに、はっきりと問題点が分かりました。それまでは、徴収課と庶務部門の業務が多く、記録関係の仕事にあまり携わっていませんでした。 平成19年6月ころから窓口で記録に関するお問い合わせや確認等のお客様の対応をするようになり、切り替わっていない記録、国民年金の保険料の記録もれ等々があること。反面、いかに事業主の認識が低かったか、被保険者の関心がなかった(国を信用していた?)が分かりまし	窓口対応が主だったので、お客様のお話を出来るだけ詳しくお聞きし、調査するよう心がけるしかありませんでした。
4696	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	経験豊かな職員を大幅増員して進めるべきと考えます。	慎重に対応し、整備していかなければならない問題と認識しています。 新聞・マスコミ報道等で話題になってから、問題を知りました。	業務支援等で記録補正整備をするときには慎重に、また迅速でいねいを心がけてきました。 窓口支援のときにも、被保険者の立場に立った説明と対応を心がけてきました。 多くの記録が存在しますが、迅速さを求められる上で経験豊かな職員ではない人材で整備が進められています。 慎重さや二次的な事故とならないために、時間がかかることを国民にていねいに説明した上で、記録について整備していかなければならないのではないかと思われます。
4697	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金特別便が解決しないまま、年金定期便等次々に開始していますが順番を決めて進めていくことが結果につながると思います。また、日常業務と平行しながらの作業では効率が図れないため人員を確保した上で専門的に進めることができれば混乱は少なくなると思います。早急に解決しなければならない問題であることは理解しておりますが本庁も大変であるため、特別便等が本庁より地方に回送されるように地方の現場も精一杯です。	莫大な問題だと感じました。年金問題の報道がされた時期です。	解決のため時間外や休日出勤をこなし努力しました。 自分自身の能力の問題もありますが、休日出勤や毎日の残業で家庭が崩壊状態です。病院にいきたくてもいけない状態です。地方の職員がそういう状態でも業務をしていることを認識していただければ幸いです。。
4698	地方庁	社会保険事務所課長級以上			過去の記録の管理が不十分であった。(マイクロ化により原本を廃棄した。また、国民年金の場合全てをマイクロ化していない。国民年金の記録調査でWM上は台帳保管庁名があるが実際はマイクロがない場合がある。) 平成19年6月ごろ	名簿、台帳等の原本を永年保存せず、廃棄してしまった点
4699	地方庁	社会保険事務所長	特になし	まずは、一件一件の申請に調べもれのないよう細かく調査を行わなければならない。	基礎年金番号になる前に厚生年金国民年金とそれぞれで管理していたり、転職した際も新たに番号が付番されたりと一人でいくつもの番号を保有してしまう状況。 将来の受給する際のことよりも、とりあえず加入して納付するという目の前の問題重視だったのではないでしょうか。 実際に番号統合の処理はしていたが、報道がされて深く考えるようになった。	ねんきん定期便などの照会で記録を統合処理していた。 国民からの照会に対して調査をする人員が少なすぎる。また、調査期間を短期間に設定しスケジュールが詰まったための充分な調査・審査ができ切れなかったのでは。 人員を確保できればいいと思います。
4700	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金制度そのものの信頼を損ねるものだと思っていました。 5年前の採用1年目の頃から番号をたたいても加入記録が全く載っていない記録を目にした時に、記録が不完全なものがたくさんあると知ったときです。	採用されたばかりで、何がどうなってこうなっているというのをよく分かっていなかったので、特になにか対応しようとはしませんでした。 もともともれている記録が多数存在することを認識していたはずなのに、本人が言って来なければ記録はそのまま残ってもしょうがないとされていたこと。
4701	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	被保険者・受給者の方の信頼を回復するために、社会保険庁が保有している年金記録を積極的に開示する。 また、制度に対する認識誤りから不信を招いている部分も多く見受けられるように思われるため、制度周知に努める。	年金記録問題 →社会保険庁が保有する年金記録が不完全なものであったということ。 そのことにより、公的年金に対する被保険者・受給者の方の信頼を損なう結果になってしまった。 年金記録問題が存在することを知った時期 →初めて、年金給付課に配属された時。 裁定請求書の処理をするにあたって、審査の段階で、氏名検索をするのですが、同じ名前・生年月日で基礎年金番号に統合されていない厚生年金手帳番号等が複数払い出されていることを知ったのが一番最初です。	請求者に確認し、厚生年金手帳番号等は重複取消をしたうえで、年金裁定処理を行いましたので、自分自身は適切に事務処理をおこなったと考えます。
4702	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員一丸となって全力で取り組む。	この問題は過去数十年にわたっての記録管理の不備、制度の欠陥等によって引き起こされたものであり、一朝一夕では解決できない。 解決には地道な確認作業しかないと思われる。 この問題を認識したのはマスコミ報道が大々的になされてからである。	お客様1人1人に対して親身になって相談に応じるよう心がけた。 問題点としては制度設計の不備があげられる。
4703	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	年金記録については一件一件細かく見ていくしかないと思う。今までのように台帳やマイクロを見ながら記録を確認しもれていると思われる方にお知らせするようなことなどを専門に扱う部署をつくるのが良いと思う。	平成19年頃知った。社会保険制度の信用、信頼を大きく落とす問題であると思っている。	年金特別便が発送されその受付窓口で対応していた。 もっとこの問題を早くに認識し基礎年金番号制度が始まった時点での素早い対応が必要だったと考えられる。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4704	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	年金記録問題の責任の所在については、社保においては業務センターによる裁定業務の不備によるもの、本庁・業務センターにおいては社保による統台帳をオンライン記録へ移行する際の不備によるものと認識しているように思われる。 他方、かなり偏った表現になるが、社保から見れば、業務センターや本庁は現場の業務を知らずに、マスコミや議員の命令に従うのみの五月蠅い存在であり、また、業務センターや本庁は自分達は優秀な職員なのだから、業務センターや本庁の命令に事務局・社保が従うのは当然という意識が垣間見られる。 このため、年金記録問題に関する通知については、通知の受信先（事務局・社保）においては、現場の状況を認識していないかのような通知を出すことへの不満が起こり、通知の発信元（業務センター・本庁）においては、社保の状況を知らずに、社保は残業すれば対応可能だろうという安易な意識でいるかのように思われる。 いずれにせよ、未だに双方の意識に大きな壁があると思料する。	双方が双方の立場を尊重しあうとともに、双方の至らなかった点を認識しあうことが重要。 長官からのメッセージ等で、(6)に記載の内容に関し、双方が双方の立場を理解しあえるような内容を記載するとともに、別途事務連絡等で職員1人1人に理解を求める（考えさせる）ような内容を発出し、さらにグループワーク等の場を設け、実際に考えさせることが必要と考える。 また、人事交流については、出向者が少数派となりがちであり、出向先の意識に変革をもたらすまでには至らない状況であるが、経験を重ねることは見識を広めるためにも重要であり、出向者の大幅増を期待する。	出向期間が長く、年金記録問題を初めて認識したのはマスコミ報道によるもの。 それまでは全く意識していなかった。 ただし、学生当時、保険・年金の歴史について勉強していたことがあり、戦後の混乱期において、年金記録が正確に保存されているとは思っていなかった。	自らの業務を全うするとともに、幅広に情報を収集し、窓口に来られたお客様に対して分かりやすく、説明することとした。 なお、反省点としては、前述の(6)及び(7)のとおり。
4705	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		国民年金記録の調査については、住所履歴が非常に重要であることから、市町村からの住所履歴の提供があれば、かなりの解決に結びつくものと考えます。また、既婚女性については、市町村からの旧姓履歴の提供があれば、より有効と考えます。	平成14年頃、転職を繰り替えされている方で、年金手帳を何冊もお持ちであるにもかかわらず、再就職のたびに新規の手帳が発行されていることで、年金請求されるときに、すべて判明できるのかどうか心配になりました。	すでに数冊の手帳をお持ちの方は、記録の統合手続を案内し、忙しく手続がなかなかできない方については、すべての年金手帳を無くさず必ず年金請求時まで保管していただくよう説明した。 健康保険証の早期発行を優先したことで、年金手帳の番号を安易に新規付番したことが問題と考えられ、事業所へも20歳以上の方の年金手帳番号未記入の資格取得届は受理できないこと
4706	地方庁	その他（社会保険事務所）	ありません。	厚生年金手番については、ねんきん特別便、定期便の回答に基づいて一件ずつ調査をし、本人かどうかの特定を進めていくしか方法しかないと思う。（被保険者の住所登録がないため。）国民年金の手番記録については、住所が完全一致している記録もあるため、住所が一致する記録を抽出できるのであれば、本人の申し出がなくても統合を進めていったほうがいいのではないかと思う。	何でこのようなことが起こるのか、国の組織がしていることでこんな状況はあってはならない問題だと認識していた。採用された年（平成16年）には5000万件もあるとは知らなかったが、手番が存在することは知っていた。	窓口、電話で対応する際、本人と思われる記録がある場合には、記憶をたどっていただくように話をするようにした。機械管理できるシステム作りを今までに行ってこなかったことが問題。厚生年金記録に関しては、住所の登録をしていないことが大問題だと思う。何十年も前の数ヶ月しか勤めていない事業所名を思い出すのは非常に難しい。本来自分の記録であるにも関わらず、事業所名を思い出せないために年金に結びついていないこともあり、被保険者の住所が登録されていればもう少し統合作業を進められたのではないか。
4707	地方庁	その他（社会保険事務所）	過去の厚生年金記録で自分の年金と分かっていながら、報酬が低く年金額が不利になるとして自分の記録でないとし、そのままにする者。 また、遺族厚生の短期用件で受給もしくは障害厚生の受給の方で、過去に統合されていない報酬の低い記録があっても、統合することで受給が少なくなる者は、自分の記録でないとして、別人扱いとして統合とならない記録が最後に残るように思われます。	本人に不利にならないように考えた場合、現状でやむを得ないと思われますが、記録問題を解決するにあたっては、最後まで残らないよう対策を講じなくてはならないと思われます。 具体的ではありませんが番号統合を優先に、受給者の給付の保全を検討すべきと考えます。	今でこそ基礎年金番号での管理で、全ての自分の年金加入記録がほとんど間違いなく確認できるようになっていますが、過去は季節雇用等で毎年同じ会社に勤めてもその都度番号取得していたり、国民年金では本人が手続きを怠れば市町村窓口での加入がいつまでもなかったり、また重複したりすること等がありました。本人まかせ、本人の記憶が一番大事で、そのための資料の保管が重要視するなど将来に大変影響のある内容にもかかわらず、昔は人々の意識は今と比べものにならないほど関心が薄かったように感じます。 年金記録問題は基礎年金番号導入時に、早くに統合しなければ請求時に記録の照会が集中するだろうと考えていました。	年金相談などお客様に応対するとき、自分の加入記録を早い段階で確認するよう説明し、早くから将来の生活設計を考えていったほうがいいと勧めてきたところです。 昔は同姓同名の記録を誤って統合し過払いすることを恐れて、積極的に記録の追究ができていたかは疑問もあります。 日常のお客様への記録の確認、対応が非常に大事と考えています。
4708	地方庁	その他（社会保険事務所）			転退職時、一人ひとりがもっと自分自身の年金記録に関心を持ち、心がけているだけで、資格得喪のミスマッチは、そうそう発生はしない、ものと思います。 制度自体の改変等で、なかなか自身の年金全般が俯瞰し難くなっているとは思いますが、国民が共同連帯で、年金制度を支えていく以上、制度上ある程度複雑になることは、止むを得ない部分もある様に思います。	IT関連の飛躍的な発展で、今までとは違う精度の高いデータのハンドリングが可能になっていくと思います。また、この制度を支える一人ひとりの年金制度に対する関心・意識の向上が、制度運営の大前提になると思います。10年・20年・50年、さらにその先を見据えながら、制度に対する啓蒙とブラシュアップが続いていくのが、年金制度そのものではないかと思います。
4709	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	一般的な問題では、これまで以上の事は知りません。	地道に調査する事としか解決方法はありません。 しかし、本人が勤めていると言っても実際は試用期間のために会社が社会保険に入れてくれなかったり、大手の会社は分かるが、下請け会社名が分からないために、大手の会社名を記入しているため、記録が判明しない事も多々あります。 また払出簿（事業所索引簿）は全喪した場合に、昔は同じ記号を使用していた事から、古い事業所が出てこない事などあります。この場合は氏名から索引する事しか見つける方法はないと思います。 しかし、氏名も事業所が漢字を間違って届けていたり、女性では若く見せるために生年月日をごまかしたりなど、見つけることが困難な物もたくさんあります。	こんなに統合されていない記録があるとは、正直知りませんでした。 確かに年金手帳をたくさん持っている方が事務所に来られるので、まだまだ未統合はある事は認識してましたが、件数の把握などできませんでした。 今回の問題が明らかになって初めて知りました。	今回色々な事が後手になっていて、事務所を混乱させておりました。予想以上に来客が多かった事もありますが、最初から事務所からの意見では対応が手ぬるいと言う事は言っていましたが、庁は聞く耳を持たなかったのか、対応できなかったのかは定かではありませんが、事務所を混乱させたため、お客様にご迷惑をお掛けしてしまったと思います。 今回は早い段階から、特定の追加など対応しておりますが、素人がたくさん集まってもいかがなものかという気持ちがあります。 処分者の中には優秀な人材ばかりですから、処分の内容を聞いてから残す方法もあったのではないかと思います。 日本年金機構に組織変更することは良いのですが、もう少し解決してからでも遅くなかったかと思います。
4710	地方庁	その他（社会保険事務局）	年金問題については、国会やマスコミ等の報道において徹底的に議論されており、現時点で私が知る新たな問題は見当たらない。	なし。	職員による記録の覗き見の事実が判明し、年金の過去記録に膨大な漏れや誤りがあるかもしれない、大変なことになると認識していた。その問題に気付いたのは、テレビで江角マキコ氏の国民年金に係るコマーシャルが流れて、マスコミや世間の関心が我々に向けられて様々な問題が報道され始めたことによる。	まず、事実確認を徹底的に行って対処したいと考えていた。しかし、あまりに反響が大きく、来所者の増大や年金記録の確認業務に忙殺されてしまい、何も考えることができない状態であった。この時期は職場はパニック状態になっており、今考えるとやむ終えなかったと思う。
4711	地方庁	その他（社会保険事務局）	知りません。	記録問題の解決は、記録の特定ができないかぎりには解決とは言えないと思います。ただ、過去に記録については既にご本人が死亡したケースも多々あるため、年金記録から確認できる被保険者の住所のみではなく、市区町村と連携して住基から確認できる住所宛に記録の照会をすることはできないでしょうか。 抜本的に改革することは、現制度がある以上はとても難しいとは思うので、現状では人海戦術で人員を増員して記録問題にあたるしかないのではと思います。	本人特定ができない記録が多数存在するということは、それだけ多くの人たちの権利を奪ってしまう可能性がある問題です。 恥ずかしいことですが、世間的に騒がれ始めて初めて認識しました。	年金行政に携わる職員として、与えられた職務を真摯に受け止め、一人でも多くの人達の記録が特定できるよう職責に励んでいます。 この問題は現時点からみて、制度としてとても未熟なものだったということと、そしてこの制度に携わってきた個々の人間の制度に対する認識の甘さ、記録管理の杜撰さが引き起こしたと思います。
4712	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	知識を持った人材の育成・確保。	問題の存在を知らず、報道等により事の重大さを知るに至りました。	知識不足を反省しております。
4713	地方庁	その他（社会保険事務局）	特にありません。	照会がきているものについては早急に調査をする。調査をしても見つからない場合は一定の基準でお客様の申出を認めていかないと、すべての問題の解決はできないと思います。	このような問題があるのを知ったのは、マスコミで騒がれるようになった6～7年ほど前だったと思います。当時は自分の記録が他人の記録に統合されていることがある、という話を聞きましたが、これほどたくさんの誤りがあったとは考えてもいませんでした。昔、数件の処理誤りがあったのだな、というくらいの認識しかもっていなかったと思います。	当時は上で書いたような程度の認識しかもっていませんでした。マスコミ等が取り上げたときにもっと早く組織としてこの問題を受け止め、早急に調査を始めるべきだったと思います。
4714	地方庁	その他（社会保険事務所）	特になし	窓口対応、電話対応、その他の事務処理をこなしながら、年金記録の調査をしている現状では早期の問題解決が不可能であるため、年金記録問題のみの事務センターを創設するなど集中して対応すべきだと思います。	入所まもなく問題点を認識しました。しかし、当時は年金番号が未統合になっている場合があるが、裁定請求の際には確認ができると考えていたので、さほど問題視していませんでした。	未統合になっている年金番号について気付いた時は、統合の案内をしていましたが、もっと積極的に確認作業をすべきだったと思います。
4715	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じていません。	日本年金機構だけで解決するには時間がかかると思われるので、名古屋市のように市町村の協力を得ながら取り組んでいくと早期解決につながると思います。	個人の生活に重大な影響を与えるものなので、早期に解決しなければならない問題と認識しています。 また、このような問題が存在すると知ったのは、平成17年頃です。	平成17年当初は、これほど多くの問題があるとは思っていなかったので、被保険者や受給者一人ひとりに社会保険事務所で記録を確認して必要があれば訂正してもらうようにと案内していました。 この問題の反省点は、記録に不備があるとわかった時点で対処していなかったこと、社会保険事務所の担当者は問題意識を持っていたと思いますが、上部にこのことが伝わるような組織体
4716	地方庁	その他（社会保険事務局）	世間一般に知られていない問題については、特に知りません。	・年金記録問題に詳しい人員の増加 ・いままで何十年もの積み重ねをここ数年で解決しなければならない という各個人の自覚 ・システムの開発 ・進捗状況の説明、案内（お問い合わせ対応）	年金記録問題については、国民の信頼を裏切る社会保険行政、年金制度を揺るがす大きな問題と認識しています。 平成19年6月頃からのねんきん特別便の頃からです。	年金記録問題について、「宙に浮いた年金」「消えた年金」とマスコミ等で報道されるたびに、社会保険業務を担うものとして申し訳ない気持ちでした。 年金の請求の際に職歴を確認していただいているはずなのに、あまりの数に 正直驚いたのが最初の感想でした。その後、相次いで出て来るずさんな事務処理に恥ずかしい気持ちでいっぱいでした。 今は、最後の1人まで、一日も早く、正しい記録の回復作業に努めるだけです。 現時点で振替えるとどうしても対応が後手後手に回り、準備不足等で 国民の皆様に多大な迷惑をかけてしまったと思います。
4717	地方庁	その他（社会保険事務所）	ありません。	来所していただいたお客様については、お待たせすることになっても必ず（旧姓含）氏名索引をして、手番がないか再確認をすることがまず基本であると考えます。特別便を送付しても未回答の方は、自発的に行動することは無理であると考え、電話や訪問をしなければ確認することはできないと思います。	平成9年4月に社会保険事務所へ採用され、平成9年1月から基礎年金番号制度が始まり統合作業をしていることを知りました。 1人1番号でないことはそのとき知りました。 各種届出書提出時や当時行なっていた「被保険者記録回答票」の郵送によりスムーズに統合処理が進むのではないかと思っていましたので、ここまで未統合手番があるとは思いもしませんでした。	採用当時は健保・厚年適用担当でしたので異動するまでの5年間は、資格取得時に必ず、氏名索引をし（旧姓が年金手帳で判明したときは旧姓も索引）同姓同名がいたときは、事業所を通じて本人確認をしていました。被保険者記録回答票の発送が始まり、回答を提出していただいたときも同じく氏名索引及びふりがな誤りでの入力もみられたので思いつく限りのふりがなで索引、事業所名からの索引、他社保へのFAX照会などをしていました。 反省点として、年金相談の時に手番が判明してもすぐ統合処理をしなかったこと（年金請求年齢に達し請求したときに統合することが多かった。横の連携不足）、年金加入者・受給者に対して基礎年金番号通知書郵送当時に加入制度だけの表示ではなく、事業所名もお知らせするべきだったと思いますし、もっと大きく手帳を2冊以上お持ちではないですかと啓発するべきでした。 社保と本庁の意思疎通や本庁への要望も通りにくい、たどり着いてない？状況が長く続いていたことも反省点だと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4718	地方庁	その他(社会保険事務所)	外国人の年金記録について、氏名の日本語読みが多数ある場合に、氏名・生年月日での年金記録検索が困難な場合が見受けられます。	ファイル補正が出来ていない記録が未だ多数あるので、記録照会がスムーズに行えるよう、事業所記録の補正や、カセットのオープン作業を進めていくなど、記録整備に取り組んでいかなくてはいけないと思います。 また、市町村が保有する記録と突合し、不備記録の補正を行ったり、現状の氏名及び生年月日の記録検索だけでなく、氏名・生年月日・住所等の単独の情報だけで、記録検索出来るようなシステム改善をしていく事も必要かと思います。	基礎年金番号が導入される前は、制度毎の手帳番号を払い出していたため、基礎年金番号に統合されていない記録が多数存在しているとの認識でしたが、報道機関からの情報が入ってくるにつれ、お客様の対応等を行いながら、記録検索や記録整備をしていく中で、基本的な記録管理ができておらず、重要な記録を管理するという認識不足が招いた問題だと思いました。 国民の老後生活保障に関わる重要な記録にも関わらず加入記録が年金受給に結びつかない状態となってしまい、年金制度に対する不信感を決定付けてしまったと思います。	年金制度に対する不信感を少しでも解消できるよう、お客様の応対時に出来るだけの情報を聞き出し、年金記録を検索するよう努めました。 また、今後基礎年金番号の重複払い出しを防ぐよう疑重複調査を徹底しました。 年金記録については、届出主義により被保険者個人に記録管理を任せてしまう部分があった事や、年金記録の開示を常に行っておらず、被保険者の記憶との突合ができていなかった点だと思います。
4719	地方庁	その他(社会保険事務所)		迅速な調査は必要だが、数字的成果を挙げるための性急な作業は、更なる誤決定・諸問題を生じかねない。迅速であることを念頭に置きながらも、1件1件厳密に慎重に調査・処理すべきものと考えます。	基礎年金番号への統合等については、コンスタントに日々の業務の中で処理が進められていたので、未統合のものが膨大な数に上ったことは、それまでの基礎年金番号に係る業務が不完全なものだったのではないかと考えました。	制度についての国民への説明不足、情報提供の不足、同時に業務に係る法令等の認識不足が反省点として挙げられると思います。
4720	地方庁	その他(社会保険事務所)	『事業所別被保険者名簿』や『払出簿』が、一部の事務所で焼失、毀損、紛失している。	上記の事実を公にした上で、被保険者期間の本人による申し出方法と認定についての具体的な事項についても公開するべきと考えます。	国民の皆様は、『社会保険事務所が全て正しく管理しているに違いない』と信頼をしてくださっていたにもかかわらず、その信頼を裏切ってしまいました。 このことから、来訪されたお客様をはじめ国民の皆様に対して、常に謝罪の気持ちを持ち、この解消に向けて誠心誠意対応を行うべきと考えてまいりました。職員一人ひとりの責任であると認識しております。 平成2年ごろ、お客様から「給与明細が残っているのに加入期間を色々な社会保険事務所で調査してもみつからないのは何故か」とお叱りを受けたときです。	お客様の声に耳を傾けて「必ずやこの記録は、存在する」とお客様自身が、『事業所別被保険者名簿』や『払出簿』をご自身で確認しているような気持ちで、お客様の立場に立って誠意を持って対応してまいりました。 手作業の時代には記載や管理は大変であったと思います。だからこそ、確実に規則を定めて、例えば『様書以外の記載はしない』、『【事業所別被保険者名簿】や【払出簿】は、最低2箇所以上で保存する』などのもしもの備えを行うべきであったし、私自身も含めて国民の皆様の大切な財産を預かる職員であるという意識をより深く認識すべきであったと考えます。
4721	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	特別便の未提出者のフォロー。 ぶら下がり記録についての本人の回答について、何度も似たような照会がされないようなシステムの構築の必要があると思います。	テレビや新聞等での問題について報道されるようになり、知りました。 紙の台帳から機械化になった際の、入力方法や、ふりがなを記入していなかった紙台帳での管理体制に驚きました。	期間調査、特別便の相談対応等、親切に対応することに勤めました。 再裁定、調査に時間がかかることも相手の感情に配慮を示して、対応することに努めました。 特別便を送付した際に、社会保険事務所において対応する準備が十分にできていなかったこと、年金制度について知識の乏しい職員も対応せざるを得なかったため、特に初期の段階においてはお客様に多大な迷惑をおかけしてしまったことが最大の反省点と思います。 また、特別便の整理がついていないうちに、定期便の送付が始まり、職員も混乱してしまったことも大きな問題であったと思います。
4722	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	現在、残っている資料をすべて年金記録と照合することと思います。 できるだけ短い期間で終了することが信頼回復につながると思います。	社会保険庁の信用が失墜して、年金不安を助長してしまったと思います。 信頼回復に向けて地道に努力していきたいと考えてます。 年金制度の信頼について、必ず回復するよう適切な業務処理を行っていきます。 年金記録問題があることを知ったのは、平成18年頃です。	年金記録を確認するために来られたお客様に対して、年金記録に関する情報を確認して、統合されていない記録をすべて見つけることに最大限の努力をしなければならないと考え行動しました。 ねんきん特別便について、お客様が回答したにもかかわらず、調査が遅れてしまったことです。
4723	地方庁	社会保険事務所課長級以上	年金記録が判明しても年金額が必ず増額するとは限らない。 在職していることは確認できたとしても必ずしも最初から厚生年金を取得しているとは限らない。また、途中から取得している場合がある。	国民が納得できるように全記録の突合を実施していくしかない。信頼回復のためには時間と労力を惜しんではいけない。	年金の加入から受給までの長い期間に正しい記録が保存されているかが問題統合帳からの切り替え時。入力誤り等あるのではないか。加入時の氏名、生年月日確認が徹底されていないため誤字やフリガナ誤りがある。	事業所まかせのため届書に間違いないものとして処理していた。基礎の付番時には必ず運転免許証や保険証等本人確認できるものを添付(写)させてはどうか。
4724	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	記録を統合することによって年金額が減額となるため統合をしない番号があった場合は、統合後の年金額が現在の年金額を保障する法律を整備。 旧記録で氏名など読みづらい記録について、現在氏名を登録が一つしかないが、このような記録は複数の氏名を登録することが出来るようシステム変更し本人からの問い合わせに対応しやすくする。又、まだ登録されていない記録があれば、記録が不十分であってもとりあえず検索し番号を見つけられるようにしておく。 他県で扶養記録が登録されている台帳などは、配偶者の氏名からも検索できるようシステム変更する。 お金と人数と時間を掛けてコツコツと作業を行っていく	国の年金制度に対する国民への広報不足と複雑な年金制度を設計したことなどによる問題。 平成15年頃、記録照会の業務について基礎年金番号後においても、まだ登録されていない記録が多数あったこと。 (WMで生年月日だけで検索した場合、氏名なしの記録が多数出てきた)	来訪されたお客様や電話で問い合わせがあった時は、必ず記録がもれているなどの話があったときは、記録照会の手続きをしていただくよう促す程度。 年金番号の設定方法が誤り。産まれて出生届を出すときに一生涯すべての年金に使用できる番号にするべきだった。又、国民年金と厚生年金番号を別々に管理する必要がなかった。 現在でもそうだが、義務教育段階で、医療保険、年金保険については、履修するべき内容。それが全くなかったため、年金への意識がなかった。 又、当時は年金請求時に記録を統合すれば問題ないという考え方や記録照会業務に対する全国統一的な方法が確立されていなかったため、事務所によっては、作業がばらばらであった。 遅くても基礎年金番号時にテレビなどの広報を使って浮いている記録があることを国民に伝え、照会をしてもらうようするべきだった。
4725	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金保険の加入期間を調査するとき、被保険者(従業員)自身が虚偽の申請をしているケースが見られ、氏名・生年月日等で広範囲の検索を要する場合がある。今では考えられませんが・・・。	記録問題に取り組むためには職場の人員・雰囲気を安定させることでは？ 職場の状況が不安定な限り、落ち着いて取り組むことはできないと思う。	平成19年6月頃。採用2年目であった当時、年金制度そのものについて知識が欠けていたこともあり、始めは上司の指示に従い、お客様対応をしていた記憶があります。また、ねんきん特別便等の対応をしていくうちに、これまでいかに年金記録について、国民の関心そのものが低かったこと、また年金記録管理の甘さを認識しました。	お客様一人一人に自身の加入記録と年金制度について、納得していただけるように、心がけました。もちろん、これからも取り組む姿勢は変わりません。 この年金記録問題は、現場職員の管理の甘さが指摘されてきましたが、制度そのものの認識不足が国民自身にもあった思います。
4726	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	「この問題」とは、年金記録問題全般を指すのでしょうか？ (6)で具体的問題を指摘した場合の解決策でしょうか？ 年金記録問題全般を指すものであれば、まず、記録確認するうえでの環境整備を優先して行うべきと考えます。 例えば、 ①オンライン化されていないデータのオンラインデータ化、もしくは、短期間で確認できるシステムの開発。 ②過去分を含めた共済記録の基礎年金番号への収録。 ③職歴審査情報(健保・厚年020-1-11)の内容訂正について、簡便且つ迅速に行える仕組みの構築。 ④過去の記録管理にかかるローカルルールの周知とそれに対応するためのシステム開発。 などなど・・・・ あと、受給者や被保険者に新たな通知を行う場合は、事前に職員が意思統一して取り組める準備期間を設けることも重要と考えます。	職員の業務に対する姿勢などが、今の年金記録問題の原因であるかのように言われていますが、一番の問題点は過去の紙台帳データをオンラインデータに切替える際の切り替え対象データの範囲が不十分であったこと、また、切替えたデータのチェック体制が不十分であったとことだと考えます。 厚生年金の期間照会業務を行っていて、もっとも不便に感じるのは、カセット記録の確認です。最近は漢字氏名検索でカセット記録があることだけは分かるようになりましたが、以前はご本人の申し立て頼みでした。年金請求時に、ご本人の履歴申し立てにより記録を確認しながらの裁定ですから、ご本人が忘れてしまった記録がデータ化されていなければ、あるいはデータが正しく収録されていなければ、確認は困難です。	とにかく、未切替データのデータ化と、現データの適正化が優先されるべきです。 本部・ブロック本部・事務所等の現場との意思疎通も重要です。 現場の意見をもっと尊重するべきです。
4727	地方庁	その他(社会保険事務所)			記録が判明して再裁定のご連絡をしようと基番020画面を見たときに先週亡くなられてる表示を見たときには「もう少し早く判明していればご本人様にお知らせできたのに・・・」と申し訳ない気持ちでいっぱいになります。やはり年金記録もれは高齢の受給者様に多いため時間がかかればかかるほどこのようなケースを目にすることが多くなると思うので一日も早く解決しなければならない問題だと思います。	全所対応といっても、全員が年金記録確認業務を通常業務のプラスアルファ的な感覚で対応していたのでは、自分の業務としての認識が浅くなりどうしても後回しになると思います。これから受給者への定期便が送付されれば、さらに窓口での問い合わせ等の混雑が予想されるのでできるだけその場で完結させられるように、また対応する職員のによって記録が判明されずに埋もれてしまうことのないように一人ひとりの記録確認スキルを上げること、そして特別便・定期便・黄色便等、次から次へと湧いてくるため書類を管理し処理が遅滞しないような体制作りが必要だと
4728	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道されている事柄以外は存じ上げません。	一件ずつ地道に努力を続けることだと思います。	報道されてはじめて知りました。 組織全体で対処しなければいけない問題です。	とにかく一件ずつでも未統合の記録を減らすように努力しました。 安易に手帳番号を払い出したことが問題だと思います。
4729	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	紙台帳とオンライン記録との突合、市町村保有の被保険者名簿とオンライン記録との突合を、早急に実施することが必要と考えます。 また、記録問題の対応状況・進捗状況を今以上に逐一公表し、国民の皆様にも進捗を確認してもらいながら進めていけばよいと考えます。	平成19年に年金記録問題がクローズアップされるまで、特に認識はありませんでした。 ただ、新規採用された当時、年金給付課の方が、裁定請求書の審査の際に本人の物と思われる手番があっても、本人の申し出がないから調査・確認する必要はないというようなことを言っていたのを記憶しています。 今から思うと、昔からそのような考えで業務を進めてきた為に、その積み重ねで大きな問題となったと思います。	平成19年9月に事務センター年金審査係に配属されましたが、必ず手番の確認をして本人の物と思われる記録があれば(当然のことですが)、確認することを徹底しました。 ただ、それ以降も再裁定の受付があまり減ってこないのは、全国的に未だに裁定請求時の確認不足があるのではと思っています。
4730	地方庁	その他(社会保険事務局)	年金特別便によって、過去記録が判明して、再裁定処理を事務所窓口 において、お受けしても本人死亡者の記録であったり、配偶者の有無により 実際に、お客様に支払わるまでの期間に大きな時間的格差があります。 同じ親族で同じ事業所に勤務しながら、支給時期が大きく変わる事が見 受けられ、苦情をお受けしました。	年金制度や歴史に精通した職員を年金事務所相談窓口および再裁定 処理を行うポジションに十分な人員配置をする事とシステム改善による支払 までの時間短縮が、解決策と思います。	年金記録問題に関しては、マスコミ報道により空に浮いた5千万件もの記 録が存在することを知りました。 年金相談窓口業務に直近まで従事しておりましたので、相談においでに なるお客様の切実な気持を大変良く分かりましたし、年金記録そのものが、 その方の人生の歴史である事を肝に命じて記録問題に対処していかなけれ ばいけないと認識しております。	年金記録で、来所いただいたお客様に親身に耳を傾け、小さなヒントから でも、記録を解明できるよう努めておりました。 問題点としては、紙台帳からマイクロ化するときに氏名が記載されていなか った事による不明記録が発生したことを反省点、改善点とすべきだと思ってお ります。
4731	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	まずは、調査の回答をできる限り迅速に行うことだと思う。	年金相談窓口で、国民年金の記録がないとお客様から相談を受け、国年課長に相談したところ、WMで出てこない記録はない、調査の方法もない、言われ対応に苦慮したことがあった。 誰もがコンピューターを信用しきっていたと思う。	一人ひとりの大切な記録を管理していることに対する認識の甘さがあったと思います。 また、年金を請求するまで、自分の加入記録が全くわからない状況に問題があったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4732	地方庁	その他(社会保険事務所)	加入(適用)すべき方が、事業主の届け出等が行われず加入となっていない方が、多く存在する。 その事業主は、加入についての意識が低い。 しかし、実際のところ公共工事を受注している事業所があったり、下請けとして事業を行っているとことが多数あること。	適用事業所に勤務する方はすべて被保険者となるとする制度改正。 現行制度では、 未加入事業所へのペナルティー、公共工事は受注できなくする方策(下請け含め)。	【どのような】とすると、 ・台帳と相違するオンライン記録が存在していたのを知ったとき。 ・裁定時に全ての記録を確認していくことが困難であったとき。 (手番が多く、判別が困難など) ・適用の基準にグレーゾーン(おおむね4分の3) 上記の事項は、採用当時からあり、被保険者等からの相談に苦慮しながら対応してきました。	・年金相談時に記録を確認することと、職歴を整理しておくようすすめた。 ・勤務時間、日数等が明らかに4分の3以上となる場合以外は、 事業主の考え方、雇用契約内容含めて確認して適用するか、 被保険者と雇用条件の再確認をするべきと指導してきた。 ・年金請求時には、職歴を十分に確認すること。 ・今後思い出したら、いつでも再確認できること。 を確実に説明することを心がけてきました。
4733	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	被保険者の方に社会保険制度を周知してもらうことが大事だと思います。 一般的な厚生年金と国民年金のちがいや、加入要件、保険料計算など理解されてない方も多くいると感じます。 資格照会業務を担当していて、記録が捜せなかったり、機械化当時の収録誤りだったりで、ずさんな管理とさわがれることに反論できない部分もありましたが、すべてが社会保険事務所のせいではないと思います。事業所の届出ミスもあったはずです。 きちんと調べて、訂正しなければいけないものは訂正し、出来ないものは第三者委員会に委ねている現状ですが、制度的にありえない決定等が多々あったので第三者委員会の方には、制度を熟知された公平な決定をしてほしいと感じます。 資格照会は時間がかかるものが、多々あります。 期限を決めるのも大事ですが、決め細やかな調査や対応が必要ではないかと思います。	マスコミ等で騒がれるようになってからだと思います。 資格照会の担当になるまでは、昔の記録の管理方法も知りませんでした。 年金は生活の礎と、よく聞きます。金額に個人差はあるかもしれませんが、納付に見合った給付が必要と思います。 そのためにも記録の管理は大事だし、制度について広報して世の中の人たち理解してもらうことが大事だと思います。	自分を含め、職員が社会保険制度を熟知した上で親切丁寧な対応をしていかなければいけないと思います。 制度が難しすぎると指摘を受けたことがありますが、私も同じ意見です。 法改正や谷間の制度は職員にもわかりずらいと思います。 今は資格照会業務も年金相談業務もはなれていますが、社会保険職員という自覚をもって勉強もしていきたいと思います。。 」
4734	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に無し	記録問題について、被保険者ご自身も覚えられていないものがあったり、調べるのが面倒くさいと思っている方もいて、なかなか全部解明するのは難しいと思います。やはり、被保険者ご自身も年金について意識を上げてもらう必要があります。そうしないとまた基礎年金番号制度を2つ持っている方とか今後も出てくることなります。そうならないためにも年金制度について、わかりやすい制度にして、年金についての知識を深めてもらうようにしていかなければならないと思います。	年金記録問題について、騒がれだした時に知ったので、2～3年くらい前だったと思います。それまでは、記録が漏れていたとしても再裁定すればいいだろうぐらいの気持ちしかなかったと思います。	年金の請求をする時に、記録について確認するのがおろそかになっていた部分があると思いますので、年金請求の際に漏れている記録がないかとか、氏名索引などして、徹底的に確認する必要があると思います。
4735	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	1件1件確実に解消していくことが大事だと思います	特に問題としてとらえていませんでした	紙台帳からオンラインへの記録の移行時に確実に氏名等の入力処理をしていれば、年金受給手続時に氏名検索等で年金記録の統合への作業もスムーズに進められたのではないかとは思います。 ただ、今回の記録問題で感じたのは、戦争や高度成長期という時期のせいもあるかと思いますが、会社名等を覚えておられない方も少なくないということ。完全に解決するのは難しいと実感し
4736	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	過去の年金制度に熟知している社会保険職員OBを動員し、人員を増強しながら進めるしかないと思います。	知ったのは新聞等で報道され初めてからです。 そのときは、さほど大きな問題ではないだろうと思っていましたが、 確認作業等を進めるにあたって過去の書類を見た際に、これは 大変な問題だと認識しました。	記録問題への作業を積極的にやるようになった。 二度とこのようなことが起こらないように、まず間違いが生じないシステムの構築やマニュアルの作成、知識を深めるための研修などを充実させていかなければならないと思う。 また、上司になる人についてもある程度、その業務を習得してから昇格するなどの人事制度も必要なのではないかと思う。
4737	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金記録調査に長くかかわっておりますが、第三者委員会の前旋内容を見るにつけ、あ然としております。 社会保険事務所段階での調査において、例えば国民年金加入歴がまったくない、国民年金手帳番号そのものをお持ちでないといった方に対して、保険料納付記録が確認できない(加入歴が確認できない)旨回答したとします。しかし、第三者委員会の決定では、例えば同居の家族がその期間納付済という理由だけで、いとも簡単に、その方が納付をしていても不自然ではないとの理由で、納付していたと思われる旨の決定がなされがちです。 この場合、国年手番がない⇒納付書が発行できない→納付しようがない、と職員でなくともわかりそうなものです。 その他、申立期間分のみ納付書を所持していない、遡及しての加入のため加入段階で時効が成立し納付はできない、基礎番号導入後の未加入期間を問うてくる、など物理的に納付が不可能なケースの申立もやすやすと認めてしまっているとしか思えません。 これでは、「消えた年金」どころか、新たな「増えた年金」問題を国が助長して作り出しているとしか思えません。申立者の方は、ご自分が納付されていると「思い込んでいる」方が大半とお見受けせざるを得ませんが、これでは、まじめに全期間納付されてきた方や、未納をご承知で申立をしないといった方に対して大分不公平ですし、申し訳も立ちません。それほど国庫金が潤沢なわけではないことを知らない国民はいないはずです。	第三者委が、社保回答を十分汲み取った上で、審査基準を厳しくする。常識的に考えて納付が不可能な中立に対しては、厳しくNOを宣告する。 マスコミ、広報を通じて、第三者委の審査内容、それによる改定額などを広く国民に知らしめる。	国民年金については、はじめて国民年金担当になった際、納付書が存在する、もしくは限りなく納付されたと思われるのに未納と登録されているケースが存在する、ということを知り、就職当初の頃から知っていた。もしそれが本当であるならゆゆしき問題だと思った。 厚生年金については、長く資格照会業務にかかわっていたので、名簿や払い出し簿の内容とオン記録に大きな開たりがあることは就職5年目頃、資格照会業務につき認識した。しかし、こちらは、年金裁定の際にご本人に記録を確認することである程度回避できるし、ご本人に覚えがないようなケースなどについてはある程度仕方のないこととも思っていた。	国民年金については、当時は納付書を所持していなければ記録は直せない、という社保側のスタンスを教えられていたので、そのようなものとしか思わなかった。自分も当時は新人であったし、諸先進もそのようなスタンスで応じていたため、それをどうこうとは正直思わなかった。又、現在においてもそのスタンス自体がそれほど的外れなものではないとも思える。 ただ、よく言われるように、名簿などの記載誤りは時代性からしてもある程度仕方のないことだとしても、関連資料の廃棄などに関しては記録を管理する立場からはいただけないと思う。ただし、職場を擁護するわけではないが、社保に限らず、日本におけるこれまでの記録管理の方法という観点から見てみると、これもある程度仕方のことではなかったのかと思わざるを得ないのが本音。 厚生年金については記録の確認及び訂正、そのものがメインの仕事だったので、どのように対応というよりは、ただ前にある仕事をする、という感じ。正直に言えば、やってよいものなら、照会のない、間違った事例なども見つけ次第直してしまいたいとも個人的には思っていた(その是非についてはよくわからないが)。 国年とも多少重複するが、管理方法にそもそも問題があったといえば簡単であるが、その人の人生を追えるわけではない厚生年金が、一個人の住所や名前などを追求し続けるにも限界があると思うし、一概にこちらの管理方法が悪かったという簡単な問題ではないと認識している。まして今のようなPC全盛の時代が到来するのもここ10年のことだと思う。
4738	地方庁	その他(社会保険事務局)	世間一般並みの認識です。	これまで同様に全員体制で一件一件あたっていくしかないと思います。	年金記録問題は報道が始まった時に知りました。	
4739	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	今までの問題については、一つ一つ丁寧に記録確認に取り組むしかないと思います。	記録問題に関係する業務について長くないので、国が管理しているはずの年金の記録が、ずさんな管理の仕方だったことに驚いている日々です。社会保険庁が信頼を回復するためには、避けて通れない問題であると認識しています。問題について認識したのは平成19年頃です。	窓口や電話で問い合わせされるお客様の心配を少しでも取り除くべく、対応をこころがけていきます。 記録管理の仕方がずさんだったために起こった問題なので、職員の仕事に取り組む姿勢・認識
4740	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません。	調査現場に経験豊かな人材を投入する。	年金記録問題を認識したのはこの2年余り。	自分の年金の知識を高め、経験を若い職員、非常勤職員に伝え、問題解決にあたった。 過去から引き継がれた業務の方法等について、絶えず検証する必要がある。
4741	地方庁	社会保険事務所課長級以上	①軍事工場について、終戦と同時に事業所は廃止されていなくても被保険者名簿がないところがある。調査に困難をきわめる。 ②記録調査に時間がかかり、記録判明したときには、本人が死亡しているケースが発生している。未支給年金の受け取り対象がいないときがある。 ③被保険者名簿との突合は、しないといけない。記録の正確に入力されていないものがたくさんある。 ④1466万件の旧台帳を早くオンラインに載せないといけない。大正生まれ、昭和1けたの人を早く救済を。 ⑤国民年金の救済策には不満。1年の未納は本当に「今年は夫だけ(妻だけ)納付します。生活	①被保険者名簿がどうしてもない時の(火災消失を含む)対応フローチャートを作成し一定の範囲で資格を認めるべき。 ②未支給年金の受け取りを相続扱いにし、支払うべきではないか。 ④電話番号を特別便で把握している今がチャンス。(耳が遠い人が多いけど)	昭和60年から3年厚生年金期間照会業務をしたときから、大変漏れが多いことに気付いた。基礎年金番号導入時に過去記録整備をするとして事業を始めたが、そのときにもっと人員体制をとってきちんとしておけば、10年かければ相当なことが出来たはず。年金給付課にいたときでも必ず氏名検索をし、会社名を言われれば記録を一生懸命探してあげた。[redacted]時間がかかるだけだからやめとけ。一人でもたくさんお客の相談をこなせ」といったので「最初にきちんとしなければ、再裁定業務がふえる。目の前にお客がいるときに相談し解決する」と反論した。 いまも、お客のいるところで、いろいろ話をしていかないといけないのに、社労士では力不足。命令も出来ない。	現在、記録窓口は社労士会への委託で、社労士が行っているが、10人中7人までがいくら教えても理解されない。WMは操作に慣れないと使えない。週に1日しか出勤しない高齢の社労士に教えてもむなしい。また、客が無く暇なときは本を読んだりぶらぶらしている。日当労の昔の組合員よりひどい。業務をお願いしようとすると委託契約を持ち出しいやがる。きつい客が来ると「代わってくれ」という。1万円3千円の社労士より7千円の年金相談謝金職員のほうがよっぽどがんばっている。2年間見てきて本当にそう思う。まちかど年金相談が委託されるが、真剣に心配する。 けんぽ協会の窓口も含め、社労士は優秀な若い社労士にきてもらわないと大変。 きちんとこの2年半を総括し、つぎの方針をきちんと示し、職員一丸となって取り組まないといけない。事務局からメールだけきて、「やれ」だけでは職員はうごかない。きちんと筋道を立てた説明が伝わってこなかった。
4742	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	なし	個人情報の管理の方法に問題がある。 平成18年頃。	対応しようにも、過去の個人情報の管理が問題であるが、現在保有する情報で対応する他ない。 今は全て機械化となっているため、反省点については、改善されている。
4743	本庁	その他(本庁)	特にありません。	記入不備で本人返戻が必要なものが多くあるので、記入不備について、電話で本人に確認をするという方法も活用するとより回答へのスピードが速まると思う。郵送でのやりとりは時間がかかるし、事務所に行くのも本人としては大変だと思う。そして、わからない疑問点を日ごろから相談できることが、年金への不信感を減らすことにつながると思う。現在の人々の年金制度への関心度の高まりとともに、啓蒙を活発化する活動があるといいと思う。特別便も、定期便も良いと思う。日常的には、事務所の電話がつながらない、などお問い合わせが殺到している状況をみると、ひとりひとりに電話カウンセリングなどができれば、日ごろの疑問点を減らし安心につながるかもしれない。 それから、委託業者さんについては、一定期間を終えると新しい業者さんに変わるのは、もったいないと感じます。経験値のある業者さんから、0からのスタートをきる業者さんに代わったときは、職員の確認作業量が増え、班が抱える原種になかなか取り掛かれない状況となることがありました。ある程度任せられる経験のある業者さんに積けてお任せすることが可能ならそうしたほ	平成21年6月より働かせていただき、年金記録問題の解決のために、配属され、業務に取り組んでいるので、急務と思っています。年金記録問題は、内容によっては、年金を分捕った、事業所の犯罪行為を見過ごした等、そういったニュースによって、国や社会保険庁への不信感を抱く、大きな問題だと思います。個々人の生活にかかわることであり、クレームも多く、大変な問題。私がその問題の存在を知った日は、年金記録問題としてマスコミでスクープされたときだと思います。それは、はっきりと覚えがありませんが、およそ5年ほど前で、解決への取り組みを実感したのは、2年ほど前です。未納期間があると、直接電話がかかってきて、ありがたいと思います。	どのように対応しようとしたか、というのは、お客様のお申し出について、真摯に向き合うよう取り組んでできた点です。お申し出の記録を本人の代理人となったつもりで責任を持って、調査し、わかりやすくを心がけて回答してきました。反省点と思う点は、一人ひとりの方のお申し出が異なり、コメントがあるものが多いので、個別に回答する件が多く、時間を要する点です。ひとつひとつに時間がかかりすぎているのが反省点です。年金問題が大きくなった背景には、年金への無関心さにも比例しているとも思います。
4744	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録問題の調査を終了した段階で、被保険者の方々に対し、報告書を提示し、内容の確認をいただくとともに、ご了承を得ることが、肝要と思います。	基礎年金番号付番、作業時に徹底した作業をしていれば、ここほどまでに、問題を巨大化することは、なかった思います。	社会保険事務所への来訪者、照会者に対し重要性を説明しましたが、当時関心もあまりもたれないまま、付番作業が終了してしまったのが、くやまれます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4745	本庁	その他(本庁)	知りません。	ねんきん特別便や定期便に関する業務(記録整備作業)に従事した職員を年金記録作業に専念させる。および定期的に経験のない職員を呼んで作業方法をレクチャーし、いつでも記録補正処理体制を拡充できるようにしておく。またその際のマニュアルを庁LANに掲示し、随時更新する。	年金問題(5000万件)の存在を知ったのは、新聞等マスコミでの報道で知りました。 この問題をどう認識していたかですが、 一言で言うと、なんと怠慢な業務をしてきてしまったのだろうというなさけない気持ちと、国民の皆様に対し、たいへん申し訳ないことをしてしまったという気持ちを持ちました。 現在、ねんきん特別便記録整備チームに在籍しているこもあり、国民の皆様からの手厳しいコメントを大変多くいただいており、いかに役所というところが国民軽視をしてきたのかということを痛いほど実感にしました。とくに「信頼していたのに裏切られた。」というコメントが一番心に響いて大変心苦しい思いを感じております。	どのように対応しようとしたかについてですが、[redacted]、国民の皆様からの照会内容に対し、できうる限りご期待に沿う回答(手紙)を作成して年金記録回答票と一緒に発送しております。ただし、数が膨大ですので、すべてに対し、手厚く対応することができないことが心苦しいばかりです。 また、年金問題に対する反省点としては、 国民の民様からの生の声を(ねんきん特別便の照会票という形ですが)きくことで、いかに国民目線に立った業務を行ってこなかったということを実感しました。そのことを大いに反省すべきだと思います。またただ単に反省するだけでなく、行動で示さなければなりませんので、自らの仕事に対する姿勢を初心にかえって見直すこと、自分がこれから新しく記録問題解決のために何ができるのかを考えることを常に念頭に持ちながら今後の業務に従事していきたいと思います。
4746	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし。		届出・申請主義の踏襲が、国民ニーズ・国民サービス等に合致せずに現状に至ってしまったものと認識。なお、年金記録問題(5000万件)が取りざたされて詳細を知るに至った。	国民の目線、相手の立場にに立ち、一件一件懇切丁寧な対応を図るよう努めるなど、国民の皆様からの年金制度、組織に対する信頼回復に早期に努める。
4747	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません	すでに発生している年記録問題につきましては、地味ではありますが、現在、行われている作業を1つ1つ着実に遂行することだと思います。 ただ、処理のスピードを上げることは必要だと思います。方法としては、 ①業務に携わる人を増やす。 ②業務に携わる人のスキルアップを図るための研修等を今以上に行う。 ③全国の事務処理上の事例を集約し、更に詳しいマニュアルを作成する。 が考えられます。 一方で、新たな年金記録問題の発生を防ぐため、資格取得時の基礎年金番号の確認を徹底することが重要だと考えます。もし、疑義があればご本人様に確認することが重要です。	年金手帳番号の重複取消届がありましたので、以前から、重複した払出しが多少はあるのだろうと推測していましたが、仮にその様な場合があれば、年金を請求する際に行う調査で、整備されると思っていました。 しかし、これ程多くの記録が未収録のまま年金額に結びついていないとは思っていませんでした。 この問題が発生したことにより、記録管理の重要性を再認識しました。	ご本人様が勤務したことがあると申し立てられている記録が収録されていない場合は、一つ一つ慎重に調査しました。 年金記録の重要性は認識していたつもりでしたが、まだまだ弱かったのかもしれません。これからは一人一人が意識を強く持ち、組織一丸となって取り組んでいかなければならないと思っています。
4748	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		派遣や賃金職員ではなく、正しい知識を持った正職員がていねいに対応するしかないと思います。責任のない派遣や賃金職員では、過去の問題を繰り返すことになると思います。	改正に改正を重ねた複雑な制度であることも、ひとつの要因である問題だと思います。	お客様の立場にたった対応を心がけました。
4749	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	全件をご本人のご記憶等と付け合せて確認していく以外確実といえる方法はないので、現在行われている方法を継続して続けていく。	現在の社会保険庁が年金機構へと組織が変革されていく中で、名前どおりの組織となるために解決しなければならない最重要の課題であり、全職員が通常業務以外のものとしても真剣にとりくまなければいけない問題である。 年金記録問題というものとしては、現在の長妻大臣の国会質問等を通じて 自分が所属している組織で過去にそういったことが行われ現在に引き続く問題なのだと知った。	全体像を把握することは今でもできているとは言い難いので、一職員として可能なことを超えることはできないが、窓口にお越しいただいたお客様のお話を真剣に聞き、可能な限りの自分の知識や使える限りのツールを用いて調査・回答ができるよう対応してきました。 問題点としては、やはり物証が膨大すぎること、時間が経過しすぎており、付け合せ対象の当方の記録の劣化、また同時にご本人の記憶の風化も進んでおり、問題を解決することがとてつもなく困難になっているにもかかわらず、最近まで国家プロジェクト級の事業としてではなく小手先だけで問題を解決しようとしてきたこと。
4750	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません		基礎年金番号導入前は制度ごとや、転職のたびに新しい番号を作成している人が多く、現在の統合後などの防止策もなかったため、社保できちんと管理していても、持ち主不明の番号が多くなり、現在のような年金記録問題になると感じていた。 社会保険に就職した頃から	今回の年金記録問題のような事が起きないように、行政側が管理しやすい国民総背番号制のようなものを早期に導入すべきと思う。
4751	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録を統合することで減給される・3号記録が途切れる等、本人の記録なのに不利になる可能性があるためことが、統合の妨げになることが多々あります。 統合すれば、必ず増額となる・3号記録も途切れることなく取扱う(現役世代も)ことになると本人のお記録かどうかだけの判断となり、幾分かはスムーズにいくのではと考えます。	H10年度・15、16年度と適用課にて、事業所が提出してくる資格取得届に添付される年金手帳・期間照会等で、記録統合を毎日10件以上していました。そのときは、かなり統合しているから、そろそろ手当がなくなってもいいのだが・・・と思っていました。また、期間照会をすると昔の記録がでてくることでお客様が気き、感謝されることが多く、深刻な状況とは思っていませんでした。 しかし、名前が入っていない記録等あり、疑問に思うこともありました。	職員の「少ない掛け金でかなり有利な年金をもらうのだから・・・」という意識、また「お客様が年金手帳(カード)を紛失してしまったこと・届出をしていないことが問題なのだ」というお役所意識が反省点として挙げられると思います。
4752	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	ねんきん定期便によるご本人確認をはじめ、本庁から示されている今後の対応策を庁々とこなしていくことが、記録問題解決への近道だと思います。また、平常業務においても、さらなる問題を発生させることのないよう、一人ひとりが自覚を持って業務にあたることが必要だと考えます。	①昭和62年に国民年金業務課に配属されたとき、オンライン以前の紙台帳の存在を知り、市町村からの問い合わせ等において、現行のオンライン記録や市町村の納付記録と相違することもあり、そのたびごとに記録訂正をでき行った記憶があります。同じ手帳番号で管理しているのに、記録が異なっているのは問題だと感じていました。②また、平成12年にあらためて国民年金業務課に配属されたときは、基礎年金番号の導入後であり、同一氏名生年月日の記録が多数存在する中、記録統合をしながら、全ての記録を統合することは不可能に近いと感じておりました。③さらに、平成15年度に年金給付課に配属された時は、出張相談等で年金相談を経験する機会を得ましたが、ご本人様の記憶が曖昧な場合、未統合手番の記録がご本人様のものではないかと思えても、こちらから具体的な事業所名をお出しすることができず、年金額に結び付けられないもど	①については、具体的に事案が上がってこない限り対処のしようがありませんでした。②についても、多量の業務を処理する中で、個別の照会を出来る状態ではなく、やはり判明した部分しか記録統合できませんでした。ただし③については対面でお話ができるということもあり、具体的な事業所名称は出せずとも、ご本人の記憶をよみがえらせるように業種や地域を織り交ぜながら話をするなど、一つでも記録統合につながるよう努力しました。しかしながら、①②③に共通して言えることは、「最終的に年金の請求時に確認ができるのだから」という安易な考えがあったようにも思います。現在は、オンラインの機能も一昔に比べればかなり充実しています。せっかくお出でになったお客様を「記録はない」の一言で落胆してお帰りいただくことのないよう、年金業務に携わる者として、国民から信頼される機構職員でありたいと考えます。
4753	地方庁	その他(社会保険事務局)		既に社会保険庁として計画している台帳との突合作業や社会保障カードのように、個人の情報を一元的に管理できるシステムの構築が必要だと思います。	年金記録問題は、これまでの業務の甘さが起因していると考えているので、世間で話題になるならないに関わらず、しっかりと行っていかなければならない「本来業務」と思います。 ただ、これらの問題を詳細に知ったのは19年の問題発生以降でしたので、今では自分の勉強不足を痛感しています。	年金記録問題を契機に、これまで以上に積力的に業務に取り組みました。記録問題について、現在でも知識の共有化であったり、マニュアル化が不足していた事が反省点に挙げられると思います。
4754	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		通常業務の傍ら年金記録問題を処理すると、必ず滞留する。専門チームを作りスタッフを拡充して作業をしていくべきでは。	基礎年金番号導入後、その後の統合等の作業が何もないのかと不思議には思っていた。	基礎年金番号導入後、事務所窓口では資格取得等で年金手帳を待参された際に統合処理を行っていたが、全国的に推進する取り組みがされていればよかったと思う。
4755	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		国民の年金受給権、受給額に大きな影響を与えるため、全職員が一丸となって最優先で取り組むべき問題だと思います。この問題のために受給権を得られないまま亡くなった方もいらっしゃいますので、今からでは取り返しがつきませんが、一刻も早く一人でも多くの方に正しい年金額を受け取っていただけるように最善を尽くさなければならないことは言うまでもありません。 この問題の存在を知った時期ははっきりしませんが、業務の中で統合もれの手番記録はよく目にしましたので、採用直後の平成17年の半ばぐらいには裏に大きな問題があることに薄々気が付いてはいました。	非常に根深い問題であり解決の目途はたっていないと思いますが、とりあえず自分が今できる目の前の業務を着実にこなすことに集中してきました。窓口対応、電話対応、内部事務など相手の立場に立って、自分が納得できる仕事を継続してきましたので、国民の皆様の年金記録の回復に一定の貢献はできたのではないかと思っています。今後も一人でも多くの方に正しい年金額を受け取っていただけるよう、地道に頑張っていくつもりです。 宙に浮いた年金問題は持ち主が誰か分からないことが一番の問題点ですから、各手番ごとに本籍地を登録する仕組みにすればここまで問題にはならなかったと思います。このような制度設計時の思慮のなさが反省点ではないでしょうか。それから消えた年金問題は、年金記録が不正確なものになっているということですから、やはり長年に渡るずさんな記録管理やチェック体制の不備が反省点として挙げられます。さらに、国民の皆様の大切な年金記録を預かっているという意識の欠如にも大きな問題があったと思います。 信頼回復のためには、このような反省点を踏まえて再発防止に努め、国民本位の組織に生まれ変わることが何よりも重要だと感じています。
4756	地方庁	その他(社会保険事務所)	旧名称の表示が何を意味するのか、どのように処理をしていたのかわからないことがあるようだ。	その時代時代でのマニュアル・ローカルルール等を検索できるようにする。	いくらPCに切り替えても、紙時代のものの原本は紙であるということ。 各記録の切り替えが終わったあとしばらくしてから	元になるものはすべて廃棄しない
4757	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	紙台帳との突合はもちろんのこと、すべて解決するまでひたすら調べるしかないと思います。	マスコミ等で取り上げられるようになって、問題の大きさを認識しました。 マイクロへの収録も、きちんとされているものと信じて仕事をしてきましたが、きちんと収録がされていないと知り、愕いた次第です。	過去における古い記録の管理は、根本的に職員意識問題であったと思います。 基礎年金番号導入時には、事前に住所収録等を行ったものの、導入前に、厚生年金と国民年金の手帳番号突合をきちんと行った上で、同一人確認が必須であったと思います。 現場では、当時そのような声が多く出ていたはずです。 その後において、基礎年番以外の手番を持っている方の収録も、被保険者意識を高めることができなかったのも一因と考えます。 いずれにしても、日本の年金制度に関して、小学生や中学生の段階から、きちんとした年金教育を実施し、制度への関心を高めることも必要だと思いますし、一時期あった年金財政は破綻するなど一部マスコミの煽りも少なからず国民年金の未納問題に拍車をかけた面もあると思いますので、国民の皆様に、制度をきちんと理解してもらい、職員は、当たり前ですが、しっかりとした意識をもって職務に当たるべきだと思います。 いろいろな面において、当たり前のことが当たり前にできていなかった、その結果ではないでしょ
4758	地方庁	その他(社会保険事務所)	マスコミで公表されている以外、特にありません。	以前から述べているように、私どもが扱う情報の、質と量は如何なるものかの個々の認識の違い。また、その情報の中身が、いかに多方面にわたっているかの認識もしくは自覚の問題。 これらのことが欠けているため、書類等の保管期限が切れたから、あるいは重要度が低いからと処分に至ったものが多い。 私が、一課員であつたころ、当時の適用課長は、その書類の将来的な重要性を考慮し、保管及び整理を指示された事を記憶している。 また、私も当時の課長の意向を受けて、後の方にも重々説明し引き継ぎを行ってきた。しかしながら、多くの方々は、倉庫スペースが無いなどとの理由だけで、将来的な展望を持たずに、上級庁の指示により廃棄に至ったのがほとんどである。 金融機関でさえ、日常の煩雑な業務の中で、証券関係等、重要性が高いあるいはトラブルや信用性の問題になるものは、マイクロ化するなどの対応をしている。 情報は期限を設けるのではなく、永年保存を前提に考えるべきものと思慮します。	昭和50年に奉職した際に、5年毎の「中間進達(社会保険事務所において、紙台帳をコピーし、社会保険庁にそのコピーを送る作業)」及び進達後の「事故リスト」の処理に一部たずさわったときに認識した。 入力業務やその点検業務の不備が多くあるとともに、それの解消がベテランの方の知識と経験及びカンに頼っていた。 記録の問題は、社会保険庁の歴史の問題であるとも、自分自身は思慮する。	反省点は、多岐にわたるのではないか。 個人がどれだけ正確さを追求するにも限界がある。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4759	地方庁	その他(社会保険事務局)	オンライン上に年金手帳記号番号のみが登録されている厚生年金保険の旧台帳記録(カセット解除処理を必要とするもの)が相当な件数存在する。 厚生年金保険の脱退手当金が支給された事実があるにもかかわらず、新たな記録が判明することにより脱退手当金の支給記録が取り消され、再裁定によって脱退手当金支給済みの期間についても年金が支給されるケースが存在する。	幹部職員と年金記録の調査に精通している職員が中心となって、一件一件真剣に調査を行い、一人一人が納得できるような回答を行っていくことが問題の解決に向けた方策であり、また、職員が一丸となって全力で問題に取り組んでいることが世間に知られるようになることが必要であると考える。	問題の存在を知ったのは、各メディアで取り上げられるようになった頃で、制度の発足から現在に至るまで全ての積み重ねが年金記録問題であり、容易に解決することはできないが、現在年金制度を運営する社会保険庁の職員として避けては通れない問題であると認識した。	自分自身のできることに全力で取り組もうとして、電話・窓口では相手の気持ちを常に意識しながら対応し、期間照会の回答書を作成する業務では受け取った相手の納得が得られる内容となるように心掛けた。 反省点としては、職場として十分な意識の共有が図れていなかったのではないかと考える。勿論、同じ職場にも真剣に取り組んでいると思える職員はいたが、共に頑張ろうという雰囲気が感じられることはあまりなかった。やる気のある者が集まって問題に取り組む機会がもっとあれば、全体としての意識にもっといい影響を与えられ、問題の解決にも近づけると思われる。
4760	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません。	ありません。	確かに事務処理のミスもあるが、過去においては、被保険者が転職の際、事業主に被保険者証を提出せず、また、小規模な事業所においては事務担当者が資格取得時に被保険者証の確認を軽く考え、安易に新たな番号の払出を求めていたこともあり、行政サイド、事業主、被保険者とも、被保険者番号に対する認識が甘かったことも、原因の一つと考えられる。 問題として認識を強くしたのは、平成9年1月に基礎年金番号が導入され、手番の統合を本格的に始めた時です。	年金相談で請求手続きに来られたお客様には、詳しく職歴をお聞きし、手番の統合に心掛けました。 年金は制度的にも約40年にわたる記録を管理する必要があり、昔は今のような電算管理ではなく、物理的にも限界がありましたが、その場限りの対応、事務処理でなく、被保険者一人ひとりの将来を考えた対応が必要であったと考えます。
4761	地方庁	社会保険事務所課長級以上	思い当たりません	今、急いで終わらせようとすれば、今後再度見直しが必要になると思われるので、まず、記録を全てWMで確認できるようにしてから(まだまだカセット記録のままのものが多数存在している、共済記録の収録も終わっていない)国民の皆様にお知らせし、確認していただくべきだと考えます。また、業務に精通したメンバーを確保すること、専任とすることも早めに解決する方策と考えます。	番号が複数あることは、基礎年金番号になるまでは本人からの申し出が泣ければ、新規に払い出していたことから、本人にも責任がある場合が多いと思います。機械化される前には、申し出がない限りチェックは不可能です。ただ、基礎年金番号が導入された後も早期処理を優先し、確認せずに新規番号を払い出していたふしがあり、「番号は1つ」の考えが徹底されていなかったように思います。 あってはならないことではあるが、人間のやることなので100%完璧はありえない。漏れや誤りはわかった時点で訂正していくべきもの。それを本人からの申し出がなければ訂正できなかった、これまでの歴史から生まれたものだと思います。 厚生年金の記録では、年金相談を担当した頃漏れがあることを知りましたが、 物申せない時代でしたので、そのままになってしまいました。 しかし、これほどまでに漏れ誤りが多いとは思いませんでしたので、年金記録問題というほど大	国民年金は区役所と定期的にマッチングを行い、誤りがわかれば随時訂正していました。また、本人から証拠を提示されれば、それに基づいて訂正していました。 厚生年金の記録補正は担当したことがないため、担当者に確認しましたが、「本人の申し出により行う」と言われ、連絡も取れなかったためなにもできませんでした。 大きな問題となってからは、誤りがわかると訂正依頼し、正しい記録にしようとしました。また、漏れのないように本人からの申し出に頼らず、自らも問いかけ、記録統合をしてきました。 第一に本人の申し出がなければ訂正できない体制であったことは反省すべきと思います。お客様の立場に立った業務ではなかったと思います。また、年金請求時に訂正すればよいとの考え方も記録統合が遅れた反省点と思います。
4762	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	簡単なのは、全てのお客様の申し立てどおりに記録を直すという方法がありますが、年金財政などの問題が出てきます。よって、今までどおり1件1件地道に調査を行っていく方が、望ましいと考えます。	年金記録問題は、年金制度の根幹を揺るがす大変重大な問題であります。盛んに報道されるようになった平成19年5月か6月頃に初めて知りました。	ご来所いただいた方や電話でのご照会をいただいたお客様には、この問題に関してご心配をおかけしていることにまずはお詫び申し上げ、お客様の照会内容についてよく聞き取り、親切・丁寧になるべくわかりやすく説明をするように心がけました。お客様からの申し出を待つことを基本とする事務の方法でしたが、行政の方からお客様に対してもっと積極的にアプローチしていっていれば、良かったのではないかと考えています。今後は、そうのようなところ踏まえて業務を行って
4763	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	地道な確認作業。 この作業に住所履歴や就業履歴を特定する一助となるような関係公簿の随時開示があると進めやすくなるのではないか。	オンラインへのシステム移行期に伴う、どちらかと言えば数は限られたものではないかと認識。 各種報道を契機とした。	申出に基づき、確認したマイクロなどの現存資料から状況を提示した。 しかし、本人が得心する展開に結びつかないことも多く、被保険者全員の全期間の資料が必ずしも残存している訳でもないことから、返答に窮する場面にも出くわした。 誤解からくる不信については、制度の説明に努めたが、なかなか耳を傾けてもらえないことも少なくなかった。 加入の履歴について、これまで身近なものではなく、関心自体が希薄となる状況を生じさせてしまったところが反省すべき点と思う。
4764	地方庁	その他(社会保険事務所)			記録問題は年金給付課に在籍していたため、日々のマスコミ報道によるものか、お客様たちの問い合わせによって知ったと思います。 資格照会業務の担当も何度か経験をしてきたこともあり、旧姓や生年月日相違の記録・名簿記載不備の記録・旧台帳の記録等がたくさんあるとの認識があったので、大きな社会問題だとの認識はありました。	週末開庁・夜間開庁で日々お客様と積極的に接していき、一人ひとりの相談をお客様の目線で受け止め、責任を持って対応してきました。 反省点は基礎年金番号導入時における基礎年金番号通知書送付時の他手番の申出ハガキの提出もれがかなり多いとの認識はあり、行政側もまた未統合手帳番号について、積極的に統合を促さなかった結果だと思いました。 記録については事業所担当者の届出ミス、事務処理誤り、被保険者本人たちの認識の低さなど複合的なことがあるとともに、当時は今のような機械管理ができるはずがないとの止むを得ない状況にもあったと思います。
4765	地方庁	その他(社会保険事務所)			ご本人へ積極的に年金の記録確認を促すことをお知らせしてこなかったことは、年金記録を管理する国の責任として不十分だったと残念に思っています。年金特別便のような形で、以前から取組むべきだったと思います。	年金記録に期間調査に従事していたときは、できるだけご本人からの情報を多くいただき、可能な限り調査を徹底して行い回答しておりました。そのために、何度もご本人と連絡をとったりすることもありました。また、ご本人の記録と思われるものについては、積極的に確認を行い、記録の統合に結びつけるよう努めました。 期間調査には大変な労力と時間がかかります。また、経験的なスキルが求められるところでもあります。昨今の特別便以降からの調査依頼に短期間で回答しようとすると、また、不十分な結果を残す恐れがあるのではと懸念いたします。 責任ある回答のためにも、十分な時間と体制の整備(システム構築も含め)が必要かと思われま
4766	地方庁	その他(社会保険事務所)	・戦前の被保険者台帳等、空襲等で、喪失している物があります。。 ・台帳を手管理していた時のもので、記入の字体が、乱雑な物や、字が薄くて(薄くなってしまい)どうしても肉眼で、判読できない台帳や、マイクロが多々あります。。 ・旧台帳でカセット記録がある時に、すでにその記録が基礎年金番号へ収録されていたとしても、、手番をたたくと、カセットがオープンしていなければ、今後も照会があれば、何度でもカセットオープンをすることが、予想されます。 ・正職員の採用が少なかったことから、俗に言う後進が、育っておらず、過去の年先進の方々の知識が、伝承、共有化されていないと思います。世代交代が、うまくいっていないと感じます。(特に国民年金)	判読できない台帳については、予算をつけて、システムを構築し、旧台については、カセットオープンするべき手番なのか、収録済の手番か、カセットオープンしなくていい手番(準備期間中の記録など)なのか、表示をするようシステムを組み、人員については、今後も一定以上の安定した定員を確保するようにし、あまり、派遣職員や臨時職員に頼らず、先進の方々に年金アドバイザー(仮称)として、相談できる体制が必要と考えます。・年金記録問題については、公約を守ることも重要ですが、今後も丁寧な対応が必要だと考えます。	職場全体の法令遵守の欠如から来る問題である一方、度重なる法律改正、複雑な年金制度、機械化移行時の失敗等、ソフト、ハード両面の問題と認識しています。職場のそれぞれの課に配属され、仕事が多少なりとも分かったきた時に問題が存在することを知りました。	・免除問題はしていること知らなたです。氏名の閲覧については、昔はしていたという話を聞いたことはあっても、カードが一人一枚になった以降については、している人がいるとは、思いませんでした。また報酬の遡及訂正についても、うわさでは聞いたことはあっても、実際担当課に配属をされていなかったのでわかりませんでした。 過去の年金記録不備については、資格照会やグレー便などの処理に微力ながら、がんばってきました。 2万件調査などの処理をしています。 ・年金記録問題について、氏名の閲覧や、免除問題に関しては、、職場全体の法令遵守の意識の欠如がみられたと思います。過去の年金記録の不備については時代背景の影響もあると思いますが、、総じて言えば、当時の仕事が、社会保険庁、社会保険事務所共にいい加減だったとおもいます。 ・申請制で60歳までなにも、お知らせしていなかったことも大きな要因だと考えます。
4767	地方庁	その他(社会保険事務局)		解決に向けた道のりは厳しいもののように思います。 職員は懸命に働いていますが、圧倒的にマンパワー(特に記録整備経験者)が足りません。 記録整備については一朝一夕に知識が身につくものではないので、アルバイト等の短期的な人員を増やすよりも、退職者等で知識のある方々を多く雇用してほしいです。	年金記録問題は制度の信頼に直結する需要な問題である一方で、 完全な解決が難しい問題であると認識しています。 問題が存在することを知ったのは平成16年ごろ、国年のマイクロと ご本人様の年金手帳とで、納付記録が一致していなかったとき。	年金額の基礎となる大切な年金記録であることを十分に意識し、 確実に訂正するようにしました。 現時点から見ると、記録を扱う者としての自覚が弱かったと思います。
4768	地方庁	その他(社会保険事務所)			過去の加入について、しっかり聞き取り調査もせず、受給時に統合すれば良いという考えで、新規の番号を払い出し、受給時にもろくに調査せず、その場で確認できる記録だけで裁定等を行った結果だと思っています。 宙に浮いた年金と言われた頃から、受給時にもろくに調査をしていない事を知りました。	処理を後回しにした結果だと考えます。 できる事はその場で(早急に)行うことを心がけました。
4769	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	厚年記録の他庁照会を担当した平成6年ごろ、取得原因誤り、性別誤り、中間進達の報酬収録漏れ、事業所記号誤り、氏名漏れ、二重払い出しなどの事務上、収録上の誤りが結構あることを知った。 その当時は、年金裁定請求時・期間調査届受付時に記録の点検をするのが一般的で、そうしか対処できないと考えていた。 算定基礎届の報酬は届書通りに登録されている。職員も点検するし、事業所も点検している。被保険者名簿が一年間の保険料の計算の基礎になっていたので当然合っていないといけないと考える。 被保険者名簿に記載の無い方の加入はありえない。保険料を支払っておられない方が今支払っ	記録の整備は平常業務とは別の流れでその時々の担当部署で処理されてきたが、未整備がまだ多数あるということなので、多くの人員を費やしてきっちりしないといけない。今後、仕組みとして標準報酬の決定通知、資格喪失年月日の通知を個人宛に送ることにすれば、防げる。厚生年金を月末に資格喪失し翌月1日に資格取得した場合、1ヶ月の漏れに気付く方は少ない。本人が2年以内に漏れ誤りに気付くような仕組みにしないといけなかった。職員個別の対応では無理である。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4770	地方庁	社会保険事務所課長級以上	3号届の補正処理が必要な分について3号特例届などを提出してもらったり、種別変更後に保険料を納付してもらう必要があるが、戸籍で婚姻期間を確認したり、夫の年齢と受給資格を確認するなど目視が必要な部分が多く処理が進んでいない。 また年金記録を調べるときに「あいまい検索」ができないため、漢字や読みの変換誤りなどで確認できない記録があるように思われる。特に外国人の氏名検索は今の検索システムでは無理がある。 年金相談時に戸籍や在学証明等で合算対象期間を確認しても事績は残らず、裁定請求時に失くさないように持ってきてくださいとお願いしているが、一度確認した分について被保険者本人に保存義務を負わせるのは酷と思う。	3号届の補正については、システムを改良し、厚生年金と国民年金の記録を連動させて、疑わしい部分についてエラーを出すようにすべきと思う。また戸籍などの情報を把握することが必要と思う。住基情報をそのまま使うことができないなら、被保険者本人からの戸籍謄本などの提供を受けるなどして婚姻期間を把握する必要があると思う。 検索についてはシステムの改良が望まれる。 年金相談時に戸籍や在学証明等で合算対象期間を確認した場合、一度確認した分についてはPDF化するなどしてシステムに取り込むようにすべきと思う。	書類の管理の問題、また、被保険者の手帳番号の管理の問題と認識していた。 国民年金課に在籍して国民年金被保険者台帳をマイクロフィルムで確認したときにすべての記録がマイクロフィルム化されておらず、マイクロフィルムがない人は、特殊記録がないという説明を受けたが、すべての加入記録、納付記録は裁定時まで保存すべきではないかと疑問を持った。 また、適用課在籍中に一人の被保険者が複数の手帳を持っている事象があまりに多く、取得届の処理時に疑重複の番号がある旨の説明を事業所にしたが、回答率が低く、年金制度に対する意識の低さにあきれた。 15年ほど前のことである。	書類の保存に関しては、個人でできる問題ではなく、どうしようもなかったが、手帳番号の管理については事業所の担当者や、被保険者個人に対し年金手帳を大切に保存し、記録をつなげておくことがいかに大事かを説明した。 反省すべき点としては、制度発足時にコンピュータ処理は行われていず、統合帳での処理であったが、書き換え時や進達時に手帳番号や氏名、生年月日等が誤ったのではないかと考えられる。その後のコンピュータへの入力時にも同様のことがあったと思う。手書きの文字は癖があり読み間違うこともあり誤りをまったくなくすことはできないと思われるが、その当時から本人への納付状況の確認などができていれば誤りが拡大することはなかったと思う。また、書類の完全な保存と、マイクロフィルム化がなされていれば誤りの訂正は可能であったと思う。今後、本人への記録の提示と確認を継続し、住民票と連動し、たとえば出生時から基礎年金番号を払出し、住民票にも番号を載せるなどの方法で今後このような問題が発生することはないと思う。
4771	地方庁	社会保険事務所課長級以上	国民年金の担当課にいますが、年金手帳の被保険者となった日が加入手続をした日であり、加入しているんだから納付もしているはず、と思われている方が非常に多い。国民年金手帳の記号番号を払出した日・その時点で納付ができる期間、できない期間・保険料の納付に関する時効について等、加入時にちゃんと説明がされていないこと及び何も記載がないことから保険料の納付記録照会が後を絶たない状態である。 20歳以降の強制期間に未加入期間がある場合に遡って加入記録だけを記録追加していることもあり、すでに納付はできない期間となっており、納付書も送られることもなく、督促をすることもない期間について、加入記録があるんだから納付している、と言われる方も多い。 なぜ、記録だけを入れるようなことをするんだ、わかりずらい、制度そのものがよく理解できない等いろいろ言われますが、年金＝難しい、よくわからないという方が非常に多いと思う。	現時点では、基礎年金番号は付番日がわかりますし、保険料の収納年月日もわかりますし、過誤納記録も資格記録の訂正・追加も履歴が残りますので問題にはならないと思います。 問題は基礎年金番号導入前の期間やオンライン化される前の期間に未納期間がある方について、当時は市区町村ではどのような事務処理を行い、どのような流れだったのか、社会保険事務所はどうだったのか、印紙での納付を行っていた時期、納付書への切替、口座振替が行われるようになった時期、付加保険料ができた時期、特例納付について、第3号被保険者制度ができた時期など被保険者の方は知らないことが非常に多い。制度の発足からこれまでの国民年金制度についてもっとわかりやすく理解されるように周知徹底できればいいのではないかと思う。	平成19年に報道されるようになった頃、「消えた年金」といわれるのは現場で業務を行う者には抵抗があったことを思い出す。確かにそういう方もいたが、ほとんどの方は基礎年金番号に統合されていない手書記録がある人だった。 たぶん親が納めているだろう、と言う人やもう少し納付しているはずだから、とりあえず調査してほしいと言う人、第三者委員会へ言えば何とかなると思っている人など、本当に救済すべき人以外の方もこの問題に便乗しているのではないかと思われる。	確かに社会保険側の事務処理上に不備があり、年金記録が漏れていたり、納付記録がないと言う方はいますし、その方たちの記録を訂正し、救済するべきです。 しかし、多くの方は基礎年金番号の導入時に他の手番があるにもかかわらず、そのままにしていたり、手帳をなくされている人、年金自体に関心がない人などだと思われます。10年経過してからではなく、その時に年金記録の確認を行うことを徹底できていれば、これほど大きな問題にならなかったのではないでしょうか。
4772	地方庁	その他(社会保険事務所)			先輩や上司に教えていただいたことを信じて業務を行っていたので、年金記録に今回のような問題があることを認識したのは、マスコミ等の報道があった時点でした。	まずは何故このようなことがおこりうるのか理解するところからはじめました。 反省点としては、 ①記録登録時にフリカナを事業主などの届出された方に確認せずに 一般的な読み方で入力してしまうなど、間違った情報を登録することの 危険性の認識が乏しかった。(特に制度の改正時) ②手帳が無い場合の記録の確認は本人の記憶が最終的な決め手と せざるを得ないのに、確認を先送りにし、時間がたてば当然のことながら 積みの記憶は薄れていくことは簡単に想像できたはずにもかかわらず、 最終的に年金請求時にきちんと記録の整備がされていれば良いとされていた認識の甘さ。 ③記録を正確に確認・整備することの重要性に関しても、統一した取り決めがなく職員によって認識レベルが違っていた。 これにより、最終確認であるはずの年金請求時の確認が不十分であり 結果として記録問題を拡大させてしまった面もある。 以上のようなことが挙げられると考えます。
4773	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	「基礎年金番号」とはどういうものなのか(生涯一番号しか使用しない、国民年金から厚生年金への制度変更があっても基礎年金番号は同じものを使用する)を、国民全体へ徹底する必要があると考えます。	本来、生涯において一番号しか使用しないにもかかわらず、転職等を繰り返す度に新規にて届出を行ったため、複数の年金番号が存在することになり、裁定請求時においても複数ある年金番号が全て把握されず、未統合のまま宙に浮いた状態となっていることであると認識しておりました。 また、未統合記録が少なからず存在するであろうと認識はしておりましたが(裁定請求時において記憶が薄れていることや本人の思い違い等による)、いわゆる「年金記録問題」の存在については、裁定請求時においてほぼ全ての生涯記録を統合するものと思っていましたので、メディアにて公表されるまで認知しておりませんでした。	資格取得時において基礎年金番号不明のため「新規」にて届出があった場合、必ず付番されていないか確認をし、いわゆる「宙に浮いた年金記録」を作らないよう対応しております。 これまで、受給者となるまでは各個人の意識に「年金」というものが存在していなかった思われます。反省するとすれば、国民の年金制度の認知度の低さ(制度周知の不徹底)であると考えます。
4774	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません	紙台帳とコンピュータの記録の確認が必要と思います。	お客様から年金期間照会書を受付、調査したところ実際にコンピューターに記録が漏れていた。切替作業の不備があったと認識した。(平成2年頃)	年金記録問題がこれまで大きくなる前に、紙の記録が、コンピュータにきちんと移行されているかどうか、再点検を時間をかけてやるべきだったと思います。
4775	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	全職員で取り組む。	給付課等年金記録を扱う課に在籍したことがなかったので新聞報道等で初めて知った。	記録問題については事務所支援で記録の照会をしている。反省点はわからない。
4776	地方庁	その他(社会保険事務局)	思いあたることはありません。	一件一件、時間はかかっても根気良く、粘り強く確認作業を行うしかないと思います。	初めて認識したのは、平成15年に国民年金課に配属され、被保険者から年金手帳が2通あるがどうしてか？等の照会を受けた時でした。 当時の照会は、基礎年金番号に統合はされていないが、記録自体は存在することがほとんどであり、消えている記録がこれほど多く存在することは認識できていませんでした。	基礎年金番号に統合されていない手帳番号をお持ちの場合は、早急に手続きを取っていただくよう案内しました。 また、番号等が不明なケースでは、記録照会を申請いただくよう案内していました。 現在、旧台帳との突合せにおいても、納付記録が社会保険庁のデータに反映されていないケースもあり、非常に大変な問題だと思います。職員は全体的に社会保険庁のデータを過信していたところがあったと思います。 もっと早くから本当に間違いのない記録なのかを、サンプル調査とういう形でも取り組むべきだったと思います。
4777	地方庁	その他(社会保険事務所)	承知しておりません。	一定期間を区切って、記録問題終結を図る道筋を示していくべきと思う。	期間調査等は、以前からあった訳だが、未適用事業所への就労等が理由が体勢という認識を持っていた。だれのものか判らない記号番号も、氏名が収録されていない厚生年金手帳番号の存在は知っていたが、年金裁定請求時点で確認するしか方法はないものとずっと認識していた。年金受給中の方の記録に「もれ」や「誤り」がこれほど存在する状況だったことまでは思わなかった。	現行の特別便・定期便・お知らせ便・厚生年金旧台帳・国民年金マイクロ突合といった事務処理および相談来訪者へ「わかりやすい」説明を心がけ対応しているつもりです。 社会保険庁の記録管理上の問題は否定できないと考えます。また、本人へ確認を求める方法で、お知らせする手法をおこなったわけですが、別の手法がなかったのでしょうか。「不明な記録の「期間と会社名」を名寄せ対象者に限定して照会回答依頼するなど。」 回答が得られない方は、「間違いがない」「間違っていても回答してもらえない」などいろいろあると思われるが、回答いただき、補正が必要と確認できた分を優先して処理していく手順を最優先にすべきだったのではないでしょうか。(確認をお願いする以上、もれがあった記録の調査にも膨大な人手、費用を同時に行う必要があったことによる国民の要望と現場の事務処理容量のギャップがおおきかったのではなかったかと思います。
4778	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	期間及び納付訂正の申出を提出されたお客様の記録をすべて補正し、無条件で認めることが、申立をされたお客様にとっては良いことかも知れませんが、これでは公平性が失われ、さらに年金制度に対する信頼性が損なわれる事態になりかねない。すべてのお客様がある程度納得できるようなガイドラインを作成していく必要がある。また、解決することにスピードを求められますが、また同じことを繰り返さないためにじっくり腰を据えて対応していくことも大切かと思います。	年金記録問題が発覚後、台帳からコンピュータへ移行する際に正しく記録が入力されていない等の事由があったことを知りました。当然のことながら、コンピュータ(WM)の記録は正しいものだと思っていましたので正直驚きました。	入力処理については、特に細心の注意をはかり、複数回チェックするように対応しました。組織としてチェック体制の不備があげられるのでその確立。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4779	地方庁	その他(社会保険事務所)	悲しいことに、私は世間一般よりも年金記録について無知である。いや、年金そのものを全く知らないと言ってもいい。この事実がむしろ問題である。	「この問題」が、(6)の問いにおける問題を指すのであれば、無知蒙昧たる私に、答える術はない。己の無力さを嘆くのみである。 もし、年金記録問題全般を指すのであれば、・・・やはり私には何も答えられない。ただ俯いてその場をやり過ごすしかない。	人並み以下の知識しか持たぬ私は、この問題を問題とすら認識せず、ただ安穏と、呆けたようにその日その日を生きてきた。 この問題の存在を知ったのは、三年前、暑い夏の日のことである。照りつける太陽、草の匂い、蝉の声がはっきりと蘇る。あれから、私の周囲には何かと変化があった。私はどうだろう。あの日の、頬のこけた ひ弱な男。鏡を見ると、さらにやつれた老人のような顔がそこにある。もう、あの夏の日差しには耐えられないかもしれない。きっとこれは、年金記録問題を正しく認識できなかった私への罰だ。私の罪は一生消えるものではない。ならば、死ぬまで罰を受け続けよう。そう、生きること、もはやそれ自体が刑罰なのだから。	己の愚鈍さに忌々しささえ覚えた私は、猛省に猛省を重ね、生まれ変わる覚悟でこの問題に取り組もうとした。 まず、宙に浮いた5,000万件の年金記録を全て、私ひとりで統合しようと試みた。さらに、消えた年金記録についても、同様に私ひとりで全て回復させようとした。そうすれば、他の職員の方々には本来の業務に専念していただけるし、そうすることが、ひいては国民の皆様の利益に資する、と判断したのである。 私は狂ったように働いた。統合、統合、また統合、問題の完全解決を目指して、ひたすらキーボードを叩き続けた。 ところがある日、全ての記録を統合、または回復することは、私ひとりの力では到底成し遂げられないと、今更のように気づいてしまった。その日から、私は自分の無力さに苛まれた。私は生まれ変わったつもりでいたが、実のところ、以前の自分から全く成長していない。これしきのことをひとりで成し遂げられないようでは、この先、何をやっても駄目だろう。 だが、私は生きていかなければならない。どんなに愚かで無力な存在であったとしても。 そうだ、生き続ければ、いつかは、年金記録問題をひとりで解決できる日が来るかもしれない。そんな、微かな希望を種に、私はこれからも生きていこう。
4780	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません。	現場は地道に記録の解明作業に取組み、被保険者・受給者の方々にご納得いただけるよう説明していくしかありません。 その取組状況(道捗状況)を広く国民の皆様に知っていただけるよう当事者(社保)以外の機関からの広報が必要ではないでしょうか。(監視等委員会のHPはありますが、HPだけでは伝わらないのではないでしょうか。)	過去担当した業務が底務関係や健保適用給付関係が多かったこともあり、当初は、未統合の年金記録も一人の方が複数の年金手帳を取得されていたり、誤った氏名や生年月日が届けられている等の原因の方が多いと思っていた。記録問題の報道で倉庫保管の記録がある等を知り、社保側に原因の多くがあったことを認識した。	お詫びと丁寧な記録の調査確認・説明に努めています。 自身の側(社保側)のことを知らなさ過ぎた、情報共有の重要性を再認識した。
4781	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません	既に死亡している者や偽名を使って就労していた者等がいる中で完全解決とはいかないと考えるが、氏名の読み方が誤って収録されているものも多数あると思われる。払出簿の氏名・生年月日や名簿・原票の氏名・生年月日をデータベース化して基礎年金番号や住基ネットと突合して疑わしい者に照会をかけていくしかないと思う。	一人一番号という原則の周知不足が一番の問題でそれに記録の収録誤りといった人的ミスが重なったことが原因で発生したものと考えています。 宙に浮いた5000万件とマスコミで騒がれるようになったころから意識するようになりましたが、基礎年金番号導入時にこの問題はあると思っていました。ただ当時は年金請求時にきちんと確認をすれば問題はないと思っていました。	少しでも多く宙に浮いた記録の解消をしなければならないため、照会を受けたときにはよく話を聞き徹底的に調査をすることが必要だと思い対応しました。 (8)でも記載しましたが一番の問題は制度の周知不足だと思います。制度別に番号は付番されたにしろ厚生年金で転職した際に同じ番号を使っていればこの問題は発生しなかったはずですから。またオンライン化の際に時間がなかったからなのかもしれませんが収録誤りがかなりあるように思います。名簿にフリガナがなかったためか、違う読み方で収録されているものが多数あるように感じます。
4782	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	住所地が変更となっているにもかかわらず、住民票の手続きを行ってない実態があることから、住所登録について国全体での取り組みが必要だと思います。 また、年金制度についてもっと早くから教育の現場に取り入れるなど、年金制度の重要性を教育上取り入れるべきと考えます。	採用時は全て機械化されていました。 年金記録問題については、紙台帳から機械化へ変更され、また年金記録については、国の政策として基礎年金番号の導入を開始するなど、時代の変化に対応しなければならず、基礎年金番号導入時にも全ての人の年金記録がすべてひとり一つの番号とはならない実態が兆候としてあったようにも思います。 しかしながら、今もっとも騒がれている古い記録を当時の正しい記録と確認することは、人の記憶に頼らなければならないことや当時社会保険の適用事業所ではない会社にお勤めの方が多くいることなどを考える、全ての解決は無理だと思います。	基礎年金番号の導入時においては、重複複調査などマニュアルが示されていましたので、ひとり一つの番号となるよう、回答がない者に対して督促や電話による連絡など解消に努めました。 また、窓口に年金手帳が2冊以上お持ちの方については、重複取消処理しお客様に渡す年金手帳には統合された年金手帳の番号を表示し、お客様が取消された番号について確認ができるよう努めました。 現時点でみた場合は、紙台帳に関しては、判別不能なものもあることから、機械化がされるときにもっと点検や確認行為をしておけばよかったのではと思います。
4783	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金記録は、年金給付に直結するものであり、大変重大な問題であるとは思っていました。 問題の存在を認識したのは、年金相談窓口にて、窓口業務を行っていた、平成16年頃です。	年金請求者の年金記録を整備する最後の機会である、年金請求時を重要視し、当時の年金給付課長が先頭となって課員全員が同じ意識をもってさまざまな取組みを行いましたが、20代、30代の記憶が曖昧であることが多く、ご本人の記録である可能性が濃厚であるにもかかわらず、本人確認ができない事例も多くありました。 やはり、オンラインシステムがスタートした当時に、保有する加入記録を早期に整備し、また、複数の手帳番号を付番することがないよう、再加入の際には年金手帳の添付を義務付けるなどの措置をもっと厳正にとる必要があったのではと思います。 しかし、現状では、紛失などのため、再交付申請を行わないまま、新たな手帳番号を安易に払出してしまうことがあり、加入者の意識改革を促す戦略も必要だったのではと思います。
4784	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	＊日ごろの業務だけでも精いっぱいの対応をしているが、年金問題の早期解決となると人手が足りない。 マンパワーを更に増員すべき。(＊それなりの知識をもった人、使先に採用を考えてもらいたい。) ＊古い記録の早期データ化と検索システム。	＊今回の問題をマスコミ等から報道され、知ったのが事実。 その後、どんどん酷評されていく事が今回の問題の大きさを認識した。 なお、国民年金記録に関しては、社会保険庁と社会保険事務所、市町村の記録のでーた化ができていないこと、厚生年金に関しては古い記録のデータ化の対応の遅さに問題があると思っている。	＊現時点で出来うる対応を心がけた。(＊なるべく丁寧に質問に答える、現時点の自分の担当業務を正確にしていく等) ＊対応に関して特に問題を起こさないよう気をつけている(服装・勤務姿勢言葉遣い等)。 ＊社会保険庁の指示や行動はとても判りづらかった。私も勉強不足だろうが、考えがよくわからなかった。
4785	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	専門知識のある職員を増員して解決するしかないと思います。	解決に相当時間かかる問題だと認識していました。18年頃です。	事務所、県全体で対策を講じるべきだと思いました。オンラインシステムの移行時の記録に間違いが多いことと、基礎年金番号付番時の手番登録もれは今の問題の大部分を占めていると思
4786	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			特に、厚生年金の記録について、記号番号だけで氏名や生年月日が収録されていない不備記録が存在することは入庁後数ヶ月経った頃から知っていましたが、具体的にその数がどれだけあるのか、将来的にどのような問題が生じてくるのかということを考えたこともありませんでした。平成19年に年金記録問題が取り上げられた際に、基礎年金番号に統合されていない記録の多さに驚きましたし、この問題をこれからどのようにして解決していくのかという考えより、問題解決にどれ位の時間がかかるのだろうという思いが先に浮かびました。	年金記録問題が発生した以降については、相談対応時には記録の漏れがないかどうかの確認を以前よりより慎重に行うことを心がけましたし、より丁寧な対応をすることにより1件でも多く記録の整理を実施しようと考えました。そもそも、この記録問題が発生した原因は、不備記録が存在することを知りながら、請求時に記録を整理すれば問題はないという安易な考えと、記録巡連時やオンライン化の際に十分な処理結果の確認を実施しなかったことが大きな原因だと思いますので、どれだけ時間がかかっても、確実な処理結果の確認(2重、3重のチェック)が必要だと考えます。
4787	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	特にありません。	記録問題については、平成19年に色々と話題になっていることで、知りました。問題認識としては、様々な問題が存在しておりますが、特にいわゆる「宙に浮いた記録」の問題において、基礎年金番号導入前の被保険者等にあっては、複数の事業所で各々厚生年金記号番号の払出を受けていた方々は、年金受給時に年金手帳番号、勤めた会社等の記憶がなければ、いわゆる「宙に浮いた記録」が発生していたのだろうと思います。これは本来受給すべき年金額がもらえないという事態となり、大変問題なことだと思います。但し、補完的な事務としては、年金受給後であっても、期間追加(再裁定)申請をして正しい年金額を受給することは可能なので、そうした受給者の方々も救済されるものと思ってました。	この問題については、申請主義(本人が自身の責任に基づいて請求)が絶対であるといった考え方が、問題であったのではないかと考えます。 ※ただし、システム化が進んでいる現在において考えれば、その部分に問題があったことは明らかですが、システム化される前にそのような状況であれば、それは本人からの申請がないとその記録は本当に本人の記録であるかは判断できなかったのではないかと思います。 いずれにしても、自分自身が受給者等の立場にあったならば、もう少し丁寧に、真剣に取り組んで(記録を探してほしい)もらいたいと思うので、今後においては、国民の皆様の信頼を回復するために、国民の皆様に対するサービス心を忘れず、取り組んでいきたいと思っております。
4788	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			制度ごとの記号番号管理や住所データを付さない記録管理等、支給漏れにつながる原因が多いまた、国民年金の納付記録のオンラインへの移行作業にも危険性があると。 昭和60年の採用時	国民年金の需給要件判別区分で2・3・4・0の方を対象に相談会を積極的に開催しました。
4789	地方庁	社会保険事務所課長級以上		どの時点を解決というのか分かりませんが、この問題が起こった歴史的・政治的な背景を検証し、最終的にできることできないことを正直に国民の皆様へご説明すべきではないでしょうか。また、現時点ですべきことは記録統合後の再裁定処理について、時間がかかるケース(時効特例含め)が本庁の発表と実態があまりにも乖離している(道遠後1年以上たっても処理がされない)ため、早急に処理の迅速化を図るか、実態を正直に公表すること。	マスコミ等で取り上げられたとき、未統合記録がこれほど膨大にあるとは思ってもいなかった。	現場では、目の前のお客様に対し誠意ある対応をするしかありません。この問題の反省点は、年金記録という膨大かつ長期にわたる記録の管理方法をきちんと構築していなかったこと、国民への制度周知(教育も含め)が不十分であったことにつきるかと思います。
4790	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。		[redacted]ごく少数の人にそういう問題が生じていることは、かなり以前から漠然とは認識していましたが、それがこれほど多くの人に被害が及んでいたことを、はっきりと認識したのは、やはり平成19年頃の24時間電話対応や土日開庁を行った時期からだと思います。	現場の窓口経験のある方々は、たぶん、かなり前からはっきりと認識していたのではないでしょうか？そういう情報が、しかるべき決定権を持った人に、速やかに情報が伝わる体制になっていれば、被害がより小さいうちに対応することも出来たのではないかと思います。
4791	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録判明者に対する年金再裁定及び時効特例給付支払いの早期処理。 再裁定処理の所要期間の見込みが途中で何回も変わっており、ご本人様が最初聞いていたよりも大幅に時間がかかっていることが多く、本当に支給されるのか不安を与えており、より信頼を損ねる結果となっていますので、死亡者も含め少しでも早く処理が可能となるよう年金制度に詳しいさらなる職員の増員等ができれば良いかと考えます。	国を信頼し一生懸命保険料を納めていただいている方など全国民を裏切ったような形だと考えます。	記録問題についてご心配・ご迷惑をおかけしていることについて心からお詫びしたうえで、今まで以上に職歴などの確認に注意をはらい、ご本人様が忘れているような記録が他にないかどうか、記憶と記録が一致しているかどうか確認をさせていただいております。 明らかに氏名の読み方が入力誤りと思われる方もおり、コンピューター化した際に入力ミスがないかどうかの確認が徹底されていなかったのではないかと感じております。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4792	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特に知ってることは有りません。	とにかく人海戦術で記録の確認・統合作業を継続するしかないと考えます。また、作業をするに当たっては、記録確認作業に詳しい人間を作業部署ごとに配置して作業が粗雑にならないようにする必要があると思う。	未統合の年金記録については、最終的には年金の裁定請求時に統合整理すればよいとの認識を持っていたので、統合出来ない年金記録が多数あるとの認識はなかった。今まで年金記録に係る業務に直接タッチしてこなかったので、年金記録問題がマスコミで取り上げられだした平成17年頃からその存在を知った。	自分の職場が国民から「信頼できない職場」とのレッテルを貼られるのがいやだったので土日も出勤して「年金記録の統合」に努めてきた。また、所属職員に対しても国民からの信頼を得るためには「批判を受けても黙々と努力するしかない。」との認識で指導してきた。この問題についての反省すべき点は、「年金記録に係る一つ一つの事務処理が事実と相違していないかチェックする機能が十分でなかった。」ことが最大の原因と思う。今後も記録問題の解決を急ぐあまり、記録の確認作業が粗雑にならないようチック機能を十分に働かせることが重要であると思う。
4793	地方庁	社会保険事務所課長級以上	マスメディアに社会保険庁が公表して、その報道に触れて初めて知ることとなったものが多いです。それ以外の一般に知られていないような問題は存じ上げていません。5000万件というその数字でさえ地方出先の事務所職員は知る由もなかったものです。	未統合の手番記録がまだどれくらいの件数残されているのか分からないが、そのうちまだ解明作業の途上にある手番記録についてその資格取得と資格喪失の日付による期間をジグソーパズルのパーツに見立てて基礎年金番号の記録の空白期間におさまるものがないかどうかシステム上のジグソーパズルのようなパーツ合わせのような作業をやってみることはいかがでしょうか。国年期間は強制被保険者とみなした期間を番号払出より遡及して登録していることが多いため日付で捉えた期間だけでは完全に重複するかもしれませんが、納付記録の未納期間を空白として定義すれば、パーツがはまるかもしれません。そのうえで名寄せのような作業を行って絞り込んでいけば、本来の記録の持ち主を特定する効率は高まるのではないかと思います。	昭和63年当時より年金相談で請求書を面談時に確認していく作業では、被保険者記録の確認に相当の時間を要していました。請求書の受付と合わせて被保険者記録照会申し出を受け付けることが多いと感じていました。その後、平成9年の基礎年金番号制度導入により、この問題は一気に解消すると期待していたが、依然として基礎年金番号への手番記録統合は期待どおりには進んでいなかったことが今日の問題の原因です。また、平成15年年金給付課在籍時に相談所要時間のうち大半を記録の聴き取りと記録照会申出書作成に費やしている実態について危機感を覚え、裁定請求受付件数の急増が見込まれる中で早急に対策を講じる必要があると痛感し、上部機関へオンラインシステムの改善要望として意見を上申したことがあります。基礎年金番号の本来の目的を達成しなければ年金相談を迅速に正確に対応することは不可能だと感じていました。さらに、当時のオンラインシステムではお客様の履歴申し出に基づいて事業所を特定したうえで被保険者記録縦覧照会を行うと1ページ目に氏名が空白のままの手番記録が散見されることが非常に多く、よく調べてみるとお客様の申し出どおりの記録であることが判明することがしばしばありましたので、これは何かおかしいぞという実感を抱いていました。そのほか、フリガナが奇妙な登録であったり、原票の中間記録等に表示されていた手帳番号が誤っていたためかその期間の記録が別人に登録されていたり本来の本人記録にその部分が欠落していたりする事案も見	当時はオンラインシステムにより大がかりな整理をしなければ解決できない問題だと思いましたので、システムの改善要望を上部機関へ上申しました。また、平成16年法改正でポイント通知が盛り込まれ、これを足がかりに問題の解決が図られるのではないかと考えていました。また、記録統合処理の担当部署においては書類として申請がなければ処理できないという申請主義の風潮が根強くあったことも問題でした。面談や電話でお客様から確認できた内容は職員の側で事跡を整備し登録処理票の作成を職員側で迅速に行う姿勢に転換すべきであったと感じています。現在では定期便を送付することによって年1回はお客様に確認を受けていただくことになりましたので、今後は年金受給資格に足りない無年金者や特定の期間の記録や未納・未加入の空白期間について不審を抱いているお客様との面談や電話による相談事跡を基礎年金番号管理ファイル等に50文字程度の文章で登録していくシステム改善が必要ではないかと感じています。合算対象期間の確認内容や履歴申し出においてさらに確認が必要な履歴等を事跡登録できれば2回目以降の相談のクオリティが高まるのではないかと思われます。同様に年金受給者やDV被害者、一般の被保険者でも相談事跡を登録することができれば、不自然な代理人による相談、事跡、見込額試算の仮置き条件を説明した内容等についても2回目の相談時に確認できるので、的確な相談対応が可能になるのではないかと思っています。
4794	地方庁	その他(社会保険事務所)	オンライン化前、名簿に手書きで記録管理を行っていた際に、年金手帳番号が誤って記載されていたり、判読困難なケースがしばしばある。その結果、例えば本来Aさん(＊＊＊－＊＊＊＊＊3)の記録が、誤ってBさん(＊＊＊＊－＊＊＊＊＊8)の方に収録されていることがある。この場合、Aさんにとってはまさに「消えた年金」問題であるが、その一方でBさんは他人の年金記録を含めて年金受給しており、本人に落ち度はないが、結果的に不当な利益を得ている。世間的には年金記録問題は損失を被るケースばかりと思われがちだが、逆にこの問題によって実は得をしている人がいる、というのはあまり知られていないのではないでしょうか。	当然、記録はすべて正しくあるべきで、多くても少なくてもいけない。特別便等の調査で(6)のようなケースを発見した際、当然Aさんの記録は訂正するが、なかなかBさんの記録削除にまでは踏み込めない。長妻大臣もこのようなケースがあることは当然知っているはずだが、一切口に出さないし、Bさんの記録を削除した上で返納を求めろ、といった指示もない。すべてを包み隠さず世間に公表するのが信頼回復のために必要というならば、このようなケースがどのくらいあるのかを公表すべき。そしてこのことで過払いとなっている年金額がどのくらいに及ぶのかも明らかにすべき。その上でBさんに返納を求めるのか、求めないのかを大臣の見解としてはっきりさせ	021－1をたたいても、すべての記録が出てこないことを悟った時点、ということは採用開もない頃からオンライン上の記録が不備だらけということは分かっていた。しかし、新規採用の頃は元々そういうものなんだと思い込んでしまったため、大きな問題であるという認識に欠けていたし、そもそも年金手帳を大切に管理しない被保険者の側にも落ち度があるとさえ思っていた。この問題が表面化してから、職員一丸となって解決に向け全力を挙げているものの、いまだに不備だらけのオンラインシステムから記録を見つけ出すのは大変困難な作業である。	まずはシステムの改善が急務だと思うが、予算等の関係で一向に改善されない。そこはもっと早くから大きな費用を投じるべきだったのでは。ある手番が要903(カセットオープン)だった場合、大概その近辺の手番はことごとく要903である。よって調査対象手番以外も903照会をかけまくろうかと思ったこともありましたが、結局できませんでした。
4795	地方庁	その他(社会保険事務所)	特記事項なし	問題解決に向けて、プロジェクトチームを結成するなど、体制を整える必要があると思います。	在籍していた係が、年金記録とあまり関係のない係だったので、認識はありませんでした。マスコミ等で話題になった頃から知りました。	年金記録問題は、最優先課題として、一歩ずつでも解決するように、対応してきました。反省点としては、常に繁忙業務もこなしながらの年金記録問題への対応となるため、集中しての対応は出来ませんでした。
4796	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	現在の黄色便のように、具体的な期間等を記載した記録の照会をしていくことは有効だと考えます。また、ねんきん定期便で、今後定期的に記録の確認をしてもらうことも有効だと考えます。現在のように裁定請求諸を送付するなど、年金請求もれがないように、年金請求手続の本人へのお知らせと、年金請求時に、記録のもれがないかどうか再確認することです。	基礎年金制度に変わり、基礎年金番号に統合されていない記録があっても、年金請求時には確実に本人に帳歴確認のうえ年金手帳番号統合等記録整備のうえ、年金裁定しているという認識であったため、特段問題とはしていませんでした。実際、年金裁定時は、氏名検索を行うことにより、他に本人の記録がないか確認のうえ、年金決定処理をしていました。 マスコミ等で記録問題が取り上げられたときに、年金受給者でも統合もれの記録が多数あることを知りました。	今回の記録問題で一番驚いたのは、旧法の年金受給者で、通算老齢年金の請求もれの方が大変多かったことです。厚生年金の老齢年金を受けている方が、国民年金に10年以上加入し保険料を納付しているにもかかわらず、国民年金の通算老齢年金を請求していない事例もありました。いかに、国民の方々に年金制度が理解されていなかったかということを痛感しました。 コンピュータの発達とともに、早いうちに定期的な年金記録のお知らせを送付できる仕組みができていれば良かったと思います。
4797	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	なし	お客様一人ひとりの納得が得られることが解決策と考えます。その意味では、特別便定期便でのお客様とのやり取り、社会保険事務所でのお客様とのやり取りで記録の確認をしていただくということだと考えます。また、このことを継続して実行していくことが大事と考えます。現状から、一定程度の時間はかかりますが、将来にわたってお客様との確認行為が継続されることが必要	現業の経験が少ないことから、認識したのは平成14年頃と思います。制度の変化に事務体制が付いていけない状況や事務所からの記録の進達とデータ管理側のやり取りの問題等から生じているのではないかと認識していた。	これまでは、お客様との記録の確認は、年金の請求開近に行われるような状況でしたので、全期間を確認するのは容易でなかったと考えます。節目節目でお客様自身の確認ができることが重要で、またその機会を作っていなかったことが反省点として挙げられると思います。
4798	地方庁	社会保険事務所課長級以上	第3号被保険者の特例措置該当届の認定基準や、必要な書類が各事務所でばらばらのような気がする	より具体的な統一マニュアル作成	手番は順次基礎に統合されていくという認識 特別便が始まり、戦時中の年金記録が一部焼失しているケース有、紙の台帳とWM記録が相違しているケース有	年金記録問題が大きくとりあげられる前も出来る限り、判明した手番は統合していた 判別不可能なケースは、本人に有利となるよう処理した 記録の管理がずさんであったことと、定期的な本人への記録通知が出来ていなかったことによると思われる
4799	地方庁	社会保険事務所課長級以上	これまでに公表されている以外のの問題は知らない。	1. 特別便・定期便における、お客様のお申し出内容は多種多様であり、回答については、型にはめないでお一人お一人に納得していただけるよう、あらゆる可能性を考え、充分な調査をし回答するべきである。時間をかけてでも完璧な調査・回答しなければいけない。次に定期便が送付された時に「もれや間違いはない」という回答をしていただけるように努力する必要がある。 2. そうは言っても、特に年金受給者の方には、迅速に調査・回答しなければならない。そのためにも、人的支援(OB等即戦力)とWM等の増設が必要と思われる。 3. 現在は、コンピュータにより管理されており、厚生年金においては、事業所からの届出の誤りがない限り、記録のもれや間違いは起こらない。そのため事業所からの届出の適正化に重点をおき、各届書の届出時のチェック・事業所調査等厳しい対応が必要と思う。併せて、適用促進に力をいれ、特に未適用事業所に対しては、厳しい罰則等法整備が必要と思う。また、事業所への周知・広報も重要と思う。 4. 国民年金においては、平成14年以前の様に事務をすべて市町村にお願いするのが一番の解決策だと思うが、現時点でそれは無理なので、市町村にどれだけご協力いただけるかが重要	平成9年に基礎年金番号ができた時に、複数の番号を持っている方には、基礎年金番号に統合するよう周知・広報をしたが、徹底できなかった。その当時は、最終的には年金請求時に統合すれば良いと安易に考えていた 自分は、年金給付の事務経験がないため、年金請求時にはお客様のすべての記録を調べて統合し、年金を計算しているものと思っていた。この年金記録問題が表面化するまで、誰のものかわからない記録があるとは、思いもよらなかった。 標準報酬の改ざん問題については、事業主が虚偽の届出をする事例は、事業所調査等で知っていたが、職員が関与した事例があることは問題が表面化するまでしらなかった。	「もれや間違いがある」と回答されたお客様に対して、窓口・電話では、お客様の話を良く聞き、できる限りの調査をし、納得いただける回答をするよう心がけた。 紙台帳を見れば、判読できない字が多々あったり、コンピュータ化するときに入力誤りがあったり等々、長い年月にわたりお客様の大事な年金記録を預かり管理しているという意識が全くなかった。 年金制度は、毎年のように法律改正され、複雑な制度になりすぎている。また、選挙のたびに政治の道具に使われている。もっと地に根を張った、しっかりとした年金制度を確立すべきと思う。
4800	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし。	・疑記録該当者への訪問確認等、個別の対応をしていくしかないと思います。また、今後の方策として、基礎年金番号が把握できる方法を増やすため、住民票に表示するなど(自治体の協力が必要ですが)の方法はどうでしょうか。	・年金裁定時に所持していない年金手帳の記録については、職歴等により確認できると考えていたが、5000万件もの記録が確認されていないとは重大な問題と思いました。 ・問題の存在を知ったのは、記録問題が報道され始めた平成18年頃です。	・昨年の特別便の際は事務所におり、来訪者の窓口対応時には可能な限り納得していただけるよう記録の説明に努めた。 ・業務課での経験上、以前は年金番号を複数払い出していたことが1つにはいけなかったと思います。
4801	地方庁	社会保険事務所長	ありません。		事業実施と制度の両面に問題があり発生した問題であると思います。 私たち社会保険庁職員の年金記録に対する意識のあり方に問題があったことが最も大きな要因であることは間違いないと思います。 しかし、制度的にも恩給のような管理が可能なものであれば違った結果を見たのではないかと思います。 年金記録問題を認識したのは、国民年金被保険者台帳(記録)の切替えが実施されたあと、登録されたオンライン記録と台帳の記録に相違があるものが相当数あることがわかった昭和61年頃です。	現場の担当者レベルでは、切替後の被保険者台帳の廃棄は行うべきではないとの認識をもっている職員が少なからずおり、私も含めて声もあげていたと記憶しています。 年金記録の適正な管理を行うためには、年金行政に携わる私たち職員の意識を更に押し上げることと、社会保障番号などの導入により、より確実な管理システムを早急に確立する必要があると思います。
4802	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に思い当たりません。	年金記録問題の解決に当たり、お客様サービスの観点から迅速な対応を目標とするのは当然大切なことだと思います。しかしながら、現在の業務量に比して職員の人手不足(経験の浅い謝金職員を増やすことだけでは業務処理内容のレベルに限界があります)という状況の中で、あまりに調査完了の時期を絶対的な目標とし過ぎるのは、並を裁くために調査内容が雑になってしまう可能性を秘めております。従いまして、あくまでもお客様に対して失礼のないよう、調査の精度を落とさないことを前提とした上で、可能な処理完了時期を県ごとに設定する必要があるのではないでしょうか?収納率に執着するあまり、不正や不適正が発生した不正免除問題の例のようにならないためにも、例えば、調査内容のレベルが落ちていないかを第三者的な立場の方が抜き打ちで検証するようにするなどの対策も必要なのかもしれません。	年金記録問題は非常に重要な問題であると感じております。それと共に、年金制度制定当時は、当然機械などなかった時代ですので、申請主義等による本人の自己責任も見据えた上で、法律が制定されたのも事実だと思います。それ故、全てが社会保険庁側だけの責任ということにはならないのも事実ではありますが、記録が新たに見つかって年金額の再裁定に至った方が予想以上に多いことにつきましては、正直に申し上げて非常に愕然と感じました。社会保険庁職員として国民の皆様に対して、非常に申し訳ない感じると共に、責任を以って解決に尽力する必要があると感じております。いわゆる「年金問題」という認識を持ったのはテレビ等で報道されるようになってからではあります。新規採用の頃、適用課に所属しておりましたが、もともと基礎年金番号制度が導入される以前は全てが「手番」のみであり、国民年金と厚生年金もそれぞれ別々の番号しかありえませんでしたので、「未統合」という言い方自体が当てはまらないものだったと思います。むしろ、たまたま複数に手帳を持っている人が現れた時に初めて、「統合」する必要が生じたという認識でした。ですので、同姓同名の全国の方の記録が機械に登録されている以上、既に亡くなられた方の記録や年金の受給資格がない方の記録、あるいはまだ年金を請求されていない方の記録が複数ある状態であり、「残っている」という言葉も当たらなかったと思います。基礎年金番号制度が導入されて初めて、厚生年金と国民年金の「統合」というものが生じ、それに対するものとして、両者がまだ「未統合」という言葉が使われるようになったのではないかと思います。基礎年金番号への統合も、本庁の方針として徐々に行っていくものと聞いておりましたので、当然国民の数から言って一斉に終わらせるのは物理的に不可能である以上、受給者や受給年齢の近い方から順番に統合していくという本庁の方針については、止むを得ないのではないかとある程度納得しておりました。そういう意味で、そういった徐々に整理していくというのが遅く	お客様に対して誠意を尽くすという意味でも、お客様の立場に立って、記録をできるだけ慎重に探し、なお且つ回答書の作成に当たってはお客様に納得していただけるような、丁寧で分かりやすい的をついた回答を心掛けました。それと共に、できるだけ進捗の目標件数も念頭に置き、忙しい業務の合間を見つけたり、残業時間を生かしたりして、時間を見つけては特別便等の作業に積極的に携わる努力をいたしました。経験の少ない謝金職員を増やして頭数を揃えるだけでは、お客様に満足していただける調査内容は期待できません。やはり経験の浅い謝金職員の調査結果を、熟達した職員がチェックし、調査不足な点をフォローすることで、正確な調査結果に至ることができるのだと思います。従いまして、そういった熟達した職員を増やすための教育や省略できる業務とそうでない業務とを見極め、より必要なところに熟達した職員をシフトしていく体制などを構築していく必要があるのではないかと思います。また、人間とは、新しい仕事を学ぶ際に、周りからこういうものだと教えられると、それが当たり前なのだと錯覚し、その状況になれてしまう生き物なのではないかと思います。そのため、長く同じ部署にいると、正否の判断が難しくなってくるため、新たに新部署に配置されたばかりの職員に、周りになじむ前に不思議に感じたことなどの新鮮な印象を調査するなどして、それを業務改善に生かすなどの取り組みなどをしてみるのも良いのではないかと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4803	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし	1社会保険業務センターを廃止し、新たに「年金記録回復センター」(仮称)を設置する。業務センターが行っている再裁定等の業務(電算業務を除く)は地方庁で実施できるようにする。社会保険大学校を労働保険大学校と統合し、新たに、厚生保険大学校(労働保険大学校所在地に)を設置する。「年金記録回復センター」に第三者委員会等の業務を取り込む。年金記録回復センターの処理を上げるため、このセンターを社会保険大学校跡地に設置し、2交代制或いは3交代制で業務を行う。(大学校の宿泊設備を活用する。)大学校グランドに仮設の事務処理棟を設置する。体育館は記録保存倉庫として活用する。 2新しい事務処理方式が実施したときの「社会保険事務所中心主義」としたにもかかわらず、当時の「組織・定員」を維持するとの方針で、年金の金額に関わるものは業務センターとなって、2度手間(時間がかかる)ものとなっています。今回の年金記録問題で労組との覚書が破棄されているにもかかわらず、その覚書で作られた事務処理の在り方はそのままになっています。これを本来の形に戻すべきです。また、現在、業務センターに地方庁から再裁定の支援に来ている職員を地方庁が再裁定業務を行うときの指導員として活用し、業務センターの職員をその支援等要員として、庁のサービス推進課の職員を再裁定の監査・改善指導要員として、大学校の教授等で改善内容を踏まえた再裁定業務等を行えば(それぞれが有機的連携を行えば)短期間で業務の移行が可能となります。新機構の本部が業務センターとなりますし、大学は財務省(地方財務局)との協議で、「何故機構の研修センターに体育館等が必要なのか」と言われて困っているようです。役所間の取り決めは組織の責任者(予算上)が覚書を締結し、将来に禍根を残さないよう事務処理をするのですが、気がついたときには庶務課長に意見を申し上げるのですが、事務処理のルールを知らないのに、「(密約を)結んだら懲戒処分を受けるからしない」と言い張るだけで、何もしようとしません。覚書=密約とはただただ驚くばかりです。一事が万事このようなことが日常行われ、新組織が発足するのに、新組織の研修内容(カリキュラム・教材・担当者、研修センターが担う新たな役割(費用試験・通信教育の内容・添削指導等の諸課題への対応)について半年も前から申し入れてるのに無視されています。校長が囚が閉に勤務し、年に数回しか大学校に来ません。副校長は欠員状態です。たまりかねて、校長と教授の意見交換の場の設置を求めたら、話の途中で校長はご自身の時計を見る仕草をして具体的な話を聞くことを断わる姿	なし。報道で。	7で記述したとおり、職場の仲間のことを言うことはつらかった。でも、組織の将来を考えると(34年お世話になった職場を考えると)言わずにはいられませんでした。個人攻撃と受け止められたらそれは本意ではありません。 [redacted] 私は、トラブルメーカーでも、テロリストでもありません。意見の内容だけで判断されることを切に願います。
4804	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	解決の方策はありません。地道に行うだけ。	最優先の解決事項と認識 地方庁とすれば基礎と手番の二重払い出しがある程度存在していることは認識していたが被保険者の年金請求の時点で整理されているものと思っていた。5千万件もあることを知ったのはマスコミの報道によるもの。	被保険者ひとりひとり丁寧に対応しようにも人員が不足しすぎます。 反省点は国民に対する年金制度の周知不足。年金記録の整理をもっと早くに行うべきだった。(二重払い出しの整理)
4805	地方庁	その他(社会保険事務所)		限れた人員で解決をしないといけないと思いますので、まずは相対的に減らしていく事を第一の目標とし、個別具体的に解決する事は慎重に対応する必要があると思います。	年金記録問題は老後の生活に多大な影響を与える深刻な問題と認識してる。この問題を知ったのは、2008年頃です。	立法は一般抽象的に定める為、度重なる改正に現場が追いついていなかった感を感じます。また、民間に比べて、人事異動が頻繁にある為、自分の任期期間だけ良ければいいと思い、問題点を報告せず、入力誤りや、記録もれなどを放置していたのではないでしょうか？
4806	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	すべての旧台帳記録の収録及びWM収録済み記録の確認整備を実施する。	未統合記録、請求漏れ記録は、なくならない。 昭和63年11月。	特段の対応はしていない。 (7)を早期に実施すべきであった。
4807	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	未統合記録については、引き続き確認作業を進めていく必要があると考えます。 厚生年金の未加入期間並びに国民年金の未納期間については、現行の第三者機関により確認を進める必要があると考えます。 なお、現在報道されている国民年金の未納期間について一律に納付と認める手法は、非常に危険であり公平性の観点からも問題があると考えます。	年金加入記録については、基本的には年金請求時の職歴確認により判明するものと考えていましたが、実際にこれほど多くの未統合記録があるとの認識はありませんでした。 事業主の責による厚生年金の未加入期間の存在については、かなり以前から認識していましたが、一部の事業主に限られたものだと思っており、これほど大きな問題となるとは思っていませんでした。	事業主による届出漏れ等については、算定基礎届の確認調査の際等に適正な届出指導を行ってきました。 年金記録問題全般としては、年金保険者としての社会保険庁及び職員の事務認識の甘さがあったと思います。
4808	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	事務センターにて一括処理を望む。	最重要課題と認識している。	全職員が対応すべきと思ったが、実際一部の職員が対応しており、早期に事務センターで集中して行うべき。
4809	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
4810	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	世間が注目しているこの時期に、特別便・定期便において未回答者及び未統合手帳番号の持ち主と思われる者に対し再度電話や、文書送付等の策をとり接触を持ち、徹底的に未統合手帳番号を無くすべきと思います。	国民の将来を左右するような大問題。 平成17年7月に採用されてから暫く総務関係の業務に従事しており、記録関係については全く分からず、平成19年10月頃の国会にて質問等があった際に初めて知りました。	一つでも多くの未統合手帳番号を無くし、一人でも多くの方の記録が正しくなるよう努めています。 反省点としては、 ・台帳使用時に正確な記入をしておらず、略字等を使用していた。 ・厚生年金記録では、漢字入力のみで、フリガナ等を記載していなかった。 ・オンラインシステム導入時に正確な入力を行えなかった。(入力時の誰な入力又は、記載していた字が略字等で読み取れなかった) ・基礎年金番号導入時に手帳番号の統合を徹底しなかった。
4811	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	既に全職員をもって全力をあげて対応してきていると思うが、資格照会業務は専門的な知識が必要なため処理に貸やす時間が思った以上にかかり、処理件数になかなか結びつかないところがある。制度そのものが複雑という根本的な問題があるにしても、資格照会業務の事務処理がもっとマニュアル化できれば迅速に処理できるのではないか。いまから、専門的知識の職員を育成するには時間がなさすぎるのでは。	全職員が真摯かつ謙虚に受け止めなければいけない問題と認識はしていたが、正直ここまで大変だとは想像できなかった現実があり自分の認識が甘かったとこに気付いた。 また、直接的ではないかもしれないが基礎年金番号が導入された平成9年にかなり記録統合や本人特定の処理に苦慮した覚えがある。資格照会業務も専門的でありかなりの部分で照会業務経験者に頼ってきたので、この点から考えると年金記録問題だでるのは必然だったのかもしれないと、今は考える。	最優先課題として対応してきたつもりだが、認識に甘さがあったのも現実だと思う。
4812	地方庁	その他(社会保険事務所)				国民の年金に関しての意識が非常に希薄であったにも関わらず、年金手帳番号を生涯一冊としたことの周知が出来ていなかったと考える。せめて番号が一人一番号であれば、これほどの多くの中に浮くことはなかたのでは。 現在、基礎年金番号を設定していても同じことが言える。すでに中に浮いた記録は、発生してい
4813	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	わかりません。	特にありません。	わかりません。
4814	地方庁	その他(社会保険事務所)				やること(やらされること)が全て稚拙
4815	地方庁	その他(社会保険事務所)			新聞に載った頃	最善の努力が必要だと思いました
4816	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	基礎年金番号通知書の送付が開始した当時、他の手帳記号番号があれば返信はがきによる回答の提出により、多数の手帳記号番号があるとの照会を受けた事もありました。その時に今でいう統合処理が大変な事になると感じました。	照会を受けた際には、とりあえず返信はがきのコピーをとっておいて改めて相談してもらうよう説明した事もありました。その当時は、事務センター等もなく職員数もそれなりに居かれていたので、同時に記録確認作業を始めていれば良かったのではと思います。
4817	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	需々と解決に向けて努力あるのみ	大変な問題との認識。	需々と解決に向けて努力あるのみ。
4818	地方庁	その他(社会保険事務局)		人員を増やし、チェック体制を強化して、これまで以上に記録管理をしっかり行う。	あってはいけない、大変な問題だと認識しています。 テレビや新聞で報道されてから知ったと思います。	窓口での特別便等の対応時に、意識して、なるべく親切に、一人でも記録問題を解決できるよう努めた。
4819	地方庁	その他(社会保険事務局)				
4820	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	現在始まっている定期便が、毎年記録の確認がとれるのでいい方法だと思う。 また、報酬に関しては、定時、随時決定で各個人ごとの決定通知を作成し、事業所から配ってもらえばどうでしょうか。事業所も責任を持って届出をするのではないでしょうか。	騒がれだしてから知りました。裁定請求時に整理統合されていると思っていたため、受給者で年金に結びつく手番がこうも多くあるとは思ってもいなかった。	年金特別便の対応時などに、古い記録であるのが多いため本人も記憶がはっきりしないことも多く、できるだけ丁寧に聞き取り対応するように心がけています。反省点は、基礎になる以前は厚生年金の取得の際、年金手帳を添付できない場合は保険証作成を優先するあまり新番払い出しが多かったのではないでしょうか。また、厚生年金の手番時代も個人の住所まで管理していれば本人の特定が容易だったのではと思います。
4821	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	再裁定の処理を全力で行うほかない。 また、新たな記録問題(他人の記録を統合したりしないよう)が起こらないようにする。	かつてから、WMで手番を入力した際、名前も何も入っていない記録があることは認識していましたが、今まで記録関係の仕事をしたことがなかったため、特に問題として認識していなかった。 問題の存在は、いわゆる記録問題が明るみにでてからです。	特別便発想前の記録照合作業に始まり、特別便の受付、統合記録の発送、再裁定の進達事務までかかわりました。 反省点としては、機械化の際のチェックの甘さがあげられます。
4822	地方庁	その他(社会保険事務所)			大変深刻な問題であり、解決には相当の時間が必要。平成9年頃	年金問題が世間に発覚するまでは、特に対応していませんでした。この問題はそもそも、制度自体に問題があり、その管理に問題があると思います。
4823	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在の対策で良いと思われるが、数十年の歳月をかけておきた問題であり、2年程度ですべてが解決するとわ思えない。時間をかけて確実に取り組みを行うことが重要であるとおもいます。	年金相談を行う際にも本人であろうという記録があるのはわかっていた。しかし平成9年以降の相談の際にもこちらからは、会社名等を告げることはできなかったため、本人特定を最後まで行うのは困難と考えていました。	やはり、限りなく本人と思われる浮いた年金記録については、県・市・会社名等ある程度までは お知らせするように当初からすれば、年金受給者の浮いた年金問題はかなり減少していたと思われる。しかしながらオンライン化になる以前からの受給者については、それを行う術がなかったため、当初よりの年金記録の管理方法に問題があったと思います。
4824	地方庁	社会保険事務所課長級以上			年金記録問題を知ったのは平成19年夏ごろだったと思います。 国民の信頼を失うような大問題であると認識しています。	不明手番の早期解消を図るべく、不完全記録の補正・未収録記録の収録に努めるとともに、相談に来られたお客様のお話をよくお伺いし、記録の確認を入念に行い、信頼を回復できるよう対応してきました。 反省点としては、社会保険行政に携わる職員ひとりひとりの情報保護の意識が欠けていたことなどがあったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4825	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	何をするにも結果的に地方に丸投げしてくるやり方を改善すべき。地方に振るなら人的なものもつけてよこさなければ、限られた人員であれもこれもこなせるはずがない。	当初は、基礎年金番号への未統合分のことを大げさに取り上げられたものと思っていた。WMになければ紙台帳を調べれば必ず記録は出てくるから 請求の時に調べれば漏れることはないと教えられてきた。しかし、それ以外にも記録が隠れていることは、最近になって知ることとなって愕然とした思いがある。	基礎番への統合漏れは、年金請求時でも言われながらも、分かった時点や納付特例の個別訪問時に聞き取りや手番確認により統合処理を積極的に行っていた。その時、その時代の考え方があったのかもしれないが、結果的にすべきことをやらずに先送りした、やるべき時にやることをしないできたことのつけであると思う。
4826	地方庁	その他(社会保険事務所)			制度発足からの管理体制の不備から生じたものと感じました。 平成19年6月にいわゆる「5000万件」が浮上した際に分かりました。	記録問題が浮上するまでは、手番が未統合になっていても注意を向けていなかったように思います。国民一人ひとりの記録を管理し、保険料を徴収する。そして年金をお支払いする。社会保険で働く者として当たり前のこの意識が欠如していたのではないかと思います。
4827	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません	多くの経験者などの人員を投入して台帳突合と引き続き未統合手番の調査を行うことが必要であると思います。	社会保険庁入庁前H20.06以前	未統合手番について収録されている個人情報が少なく特定に時間がかかりすぎであったと思います。 また、国民年金取得について取得日と届出日の双方が収録されていないため煩雑な処理であっ
4828	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		社会保険という組織に20年以上も在籍しているせいか、最終的にご本人が年金を請求するときに、繋がっていない記録を整備すればよいと位にしか考えていなかったのは正直な気持ちです。世間のみなさまからお叱りを受けた際、基礎年金番号への統合処理が行われた時期に、行政としてももっときちんと整備するつもりで事業が進んでいけばよかったのかなと思っております。20年くらい前、厚生年金記録に氏名や事業所記号が入力されていないがために、本人の記録であるのかないのか確認できず、どうしようもできなかった記憶があります。	とにかく早くこの問題を解決しなければならないと考え、ここ1年は国民年金担当課に配属されているので、国民年金納付記録照会を中心に調査確認を行っている。その際、本人と思われる厚生年金の記録が見つかった場合には、連絡をし確認を取った上で統合するように心がけている。この問題については、社会保険のルールというか組織のルールが世間の常識からかけ離れ、職員の姿勢が後ろ向きになり、また麻痺してしまっていること。年金制度が複雑であるのと、世間の関心が少なすぎる。とくに若い世代の年金に対する理解度が低いと思われます。 今後は、年金制度について積極的に発信していく必要があると考えるし、窓口に来られたときにはきちんと理解してもらうことを心がける必要があると思う。
4829	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	・組織の壁を越えて、全員で取り組む。 ・ルーティン業務時間外に、残業、休出で取り組む。 ・調査内容、記録の整備等の難易度に応じ、適切な人員配置をする。	年金への信頼性回復のためにも早期の解決が必須。	再裁定進達を自分のところで停滞させないため、早朝、休み時間等にも取り組んだ。 難しい案件に対し、若干、後回しにすることがあった。
4830	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	現在取り組んでいるように、様々なお知らせをお送りして一つ一つの記録を徹底的に確認・統合していく作業をすべき。確認が取れないものについても事後フォロー(電話・訪問)をしていくべき。 今後、同じ事態を起こさせないためにも基礎年金番号に関する管理を社会保険庁だけではなく	年金記録問題が起こったのは記録を管理する側にその管理方法等に問題があったのは事実だと思う。さらに、制度的限界もあり、それが重なった結果だと思う。 基礎年金番号が平成9年にでき、それ以前は国民年金、厚生年金別々に番号を払い出しているのを知ったときこのような事態は想像できた。	一つ一つの記録に対して、全力で対応しました。 反省点は記録を管理する側、制度的な問題が重なった結果だと思う。今後、同じ事態を二度と発生させないためにも新たな管理方法等を構築していかなければならないと思う。
4831	地方庁	社会保険事務所課長級以上	まだまだ、カセットが解除されていないものが多数あると思われる。	業務センターで手立てをし、何とかカセット解除を行う。	年金給付課に異動した昭和63年に、本人の氏名・生年月日の届出誤り、台帳からの転記誤り等本人の記録に結び付けていくことはなかなか大変な作業だなと認識していた。 また、前に述べましたが、カセット解除は全件すぐすべきだと業務改善委員会を通して意見を述べていたが、庁は行ってこなかった。	前述のように、会議を通じて声を上げていた。 本人の申出任せにしていた点が、社会保険庁としての反省点と思われる。
4832	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	私が知る限りの危惧していた問題は、既に明らかになっています。	地道な作業ですが、突合せを行っていくしかないと思います。	年金相談窓口を担当していた頃(昭和63年)、年金手帳番号が複数ある方、氏名の読み方が違う方、生年月日が違う方が多数おり、記録を確認するのが大変でした。届出主義であったため、記憶にないと申出があれば統合できませんでした。	現在の記録確認と同様、名寄せにより記録の確認を行い統合しておりましたが、カセット記録がある等十分でありませんでした。
4833	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	照会に対して真摯に対応する	10年ごろ前給付課に在籍していた頃、当時は手番について年金決定時に統合を行えばよいという認識でしたが、今思えばこのような認識自体が記録問題だったのかと思います。	職員の大部分が(8)のような考えで進んだのがおおきな問題点だったと思われます。 現在は窓口相談のたびに、ご本人の職歴等確認し早い段階で手番等があれば統合を行うよう意識しています。
4834	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	問題と認識していなかった。認識したのは世間と同時期。	電話や窓口で制度についての説明を丁寧にするように心がけた。 基礎年金番号導入後に就職した自分としては、もっと早くこの問題に着手してほしかったし、するよう指導してほしかった。そうすれば、昨今の窓口の混雑や再裁定の遅延なども緩和できていたのでは、と思う。
4835	地方庁	その他(社会保険事務所)				
4836	地方庁	その他(社会保険事務局)		全員で一丸となって協力する。	2・3年前くらい前	現職員のみでなく、人員を追加して短期間の作業が必要と思った。
4837	地方庁	その他(社会保険事務所)				
483B	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	膨大な件数から早急に対応は難しいと思われますが、人、物、時間をかけて丁寧にやるしかない。もちろん、早くやらなければならないのは分かるが、優先順位としては正確性のほうが上ではないか。ここで、あせって不正確な判断をすれば、また将来に問題を禍根を残すだけになると思われます。	基礎年金番号に統合されていない記録が多数あるというのは認識し、将来に年金裁定までに統合すればいいと思っていた。今回の問題が出てきて初めてここまで膨大な未統合記録が多いことに気付いた。	本人のものと思われる記録があれば、あやふやな記憶でも時間をかけて丁寧に話を聴き給付に結び付けるようにした。 反省点としては、今まで申請主義というのにこだわりすぎ、また、本人特定判断があまりに厳しすぎたと思う
4839	地方庁	その他(社会保険事務局)		全記録のオンライン化・(容易にアクセス可能な状態にし、個々人の問い合わせに説明責任が果たせるようにする)	個人個人の記録は将来の年金受給に繋がるものであり、決して疎かにしてはいけないものであること。にもかかわらず、オンラインシステム上で、個人名、会社名の特定不能なものがあまりに多く、事務作業、お客様への説明とも大変困難な状態である。 平成10年頃。	
4840	地方庁	その他(社会保険事務所)				
4841	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にない	国民年金においては、本人の協力はもとより市町村、本人の親族友人などの 所在情報の早期補足と解決のための人員の確保が必要と考えます。	管理する側とお客様との間に距離があったこと、問題点があってもお客様に知識と情報が少なく双方向の伝達がなかったのでは 問題点を知ったのは報道など	最大限聞き取り等につとめてきたと思います
4842	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	現在にもおいても、最重要課題として取り組んでいるが、今後において、省略、縮小可能な事業等はその方向で整理し、早期の解決に向けて進めるべきと思う。	受給されている年金にかかわる事ですから国民にとっても大変な問題であるし、自分自身は「5000万件の消えた年金」との報道で初めて未統合記録がそれほどもあるのかと知りショックでもあり、そのときまで知らなかった自分が恥ずかしい思いをもった。	可能な限り解消に向け努力するのはもちろんのことであるが、原因として本庁と地方の情報の共有不足、本庁の指示の不足、また地方職員の業務に対する認識不足等があったと思われる。
4843	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	紙台帳の記録とオンライン上の記録が相違していることが多く見られる(氏名・生年月日等)ため、さらなる検索システムを構築すること、またオンライン化されていない年金記録がいまだに存在している状況のため早急にオンラインに登録することも必要かと思います。	年金記録問題につきましては年金制度を大きく揺るがす問題である(国民の年金への信頼を失うほどの)と感じておりました。そしてこの問題につきましてはマスコミ等で大きく取り上げられた時期(3年ほど前)に知りました。	窓口や電話等において被保険者等から相談を受けた場合には親身になって対応するよう心がけておりました。また反省点につきましては紙台帳の記録をオンライン化する際にすべての記録を登録していなかったこと(厚生年金の事業所記号番号や国民年金の各月の納付内訳・住所等)や登録誤りにより正確に記録を管理できていなかった点が大きいと思います。
4844	地方庁	その他(社会保険事務所)				
4845	地方庁	その他(社会保険事務局)			平成16年から17年頃記録問題が表面化したときにはじめて知りました。それまでは社会保険庁の記録に漏れがあるとは考えたこともありませんでした。	当時は国民年金課に在籍していたので、お客さまからの電話や窓口で丁寧に対応するよう心がけました。 今では定期便で被保険者等に記録を随時通知しているが、もっと前からそのような仕組みがあるべきだったと思います。
4846	地方庁	その他(社会保険事務局)				
4847	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録の調査が大幅に遅れている。年金記録の調査を行う職員を増やすか、年金記録調査センターを設置し調査業務を集中させるべき。年金の再裁定が増え、本来業務や電話対応で残業をしている状態なので、片手間で取り組める問題ではない。	統合されていない手番や、氏名登録の誤りなどで記録漏れがあることは、在籍して1、2年で(平成14、15年)把握していたが、記録を扱う業務に携わっていなかったため、その件数については それほど多くないと思っていた。年金問題が報じられるようになって、問題が重大であることがわかった。	年金記録問題について対応することはありませんでした。職員で問題点を共有し、本庁へ投げかけるべきであった。また、平成9年の基礎年金番号導入時に手番の回答がほとんどなかったことは、社会保険庁職員は把握していたはず、その後、業務センターで定期的に氏名検索を行い徐々に記録を統合していくべきであった。
4848	地方庁	その他(社会保険事務局)		人を増やして早期に処理できるように作業を進めることだと思います	平成13、14年頃、年金給付課で受給手続の受付相談等の際に、基礎年金番号以外の手番が未統合のまま残っているものが多くあるとは感じていました。 紙台帳のままコンピューターに未登録の記録が多数あるとは思いもしませんでした。平成19年頃と思います。	年金特別便等でお客様からの記録照会に対して、お1人お1人の方の記録のもれのないように調べ、未統合記録の判明統合を行ってきました。 問題点は、紙台帳からコンピューター化した際に、きっちりと登録されていなかった事だと思われます。また、基礎年金番号導入の際にも、やり方に問題があったのではないかと思われます。
4849	地方庁	社会保険事務所課長級以上	公表されている以外には、特にございません。	人員の問題があり一概に言えませんが、本来業務に加えて平行した対応には限界があります。全国的に見ても記録問題の対応のため、収納率の大幅な低下や適用促進、事業所調査の遅れが進んでいます。事務センターへは記録調査に対応する係りが設置されていますが、社会保険事務所に於いても年金記録の相談窓口や内部事務について、当面2年間の措置でも係りを設置し、スピードアップを図っていく必要があると考えます。	私は期間照会に関する担当事務の経験が無いこともあり、年金記録が問題となる以前に、氏名未登録、生年月日の入力、紙台帳の管理とオンラインへの登録等、ここまで大量にずさんな管理がされていることを認識していませんでした。以前は年金請求時にご本人の申し出によりオンラインで確認できない記録はご照会いただき、確認できた記録は統合や補正入力し、確認できない記録は無いものとして回答し、基番に登録されていない手番等の記録は必然的に減ってくるものと言われ、私自身もそう思い込んでいました。	莫大な未統合・未登録記録が放置されていたことについて、年金受給者、被保険者の方々に対し、多大なご迷惑をおかけしていることは間違いなく、お詫び申し上げながら相談窓口等で対応させていただいています。オンラインが開始されて以降、このような問題を対応していれば、ここまでの状況にはならず、悔やまれる限りですが、私自身も知らなかったではすまされません。今後もお一人お一人、一件一件、対応させていただく他はありません。
4850	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	人員を増やし記録問題だけに取り組む職員をつくる。	国民生活に重要な問題であると思った。年金記録問題がテレビ報道が行われるようになって知りました。	問題解決に向けて一人一人のお客様に親切・丁寧に対応していこうと思いました。そして、基礎年金番号ができたときに記録の確認をこちらから積極的に行うべきだったと思います。
4851	地方庁	その他(社会保険事務所)	分かりません。	まず、国民の皆様が年金記録問題に対して何を求めているのか考慮したうえで厚生年金等の記録に精通した職員をそろえ、人を増やすにしても十分な研修をしたうえで台帳の照合をすべきと考えます。 素人のような人を増やして見切り発車的にこの問題に取り組んでも後に第2の年金記録記録問	平成19年の国会で世間に明るみなるまで年金記録問題が存在することは知りませんでした。 ただ基礎年金番号に統合されていない記録が複数あるということは知っていました。	年金記録問題の内容を自分なりに分析し、まずは問題の本質を理解しようと試みました。 職員の仕事に対する姿勢、意識が不十分だった点、問題を先送りにしてきたこと、お客様に対しての広報が不十分だったと考えます。
4852	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	被保険者ひとりひとりに真摯な態度で対応していく。	マスコミで騒がれはじめてから知りました。宙にうくというよりは、旧姓などで別番号が存在し、基番に統合されていないのが大多数と思ってました。	来所されたかたに、他に記録がないか、あらゆる名前の読み方で検索して漏れのないよう対応しました。また、記録問題以外の件で電話、来所された方に関しても、特別便の提出状況などを必ず確認し、漏れがないよう対応してきたつもりです。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4853	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	時間がかかりますが一人ずつ電話、訪問などで確認作業を行うことだと思います。また、番号がどの勤務地かを調べる作業が効率がよくなると思います。	特に意識はしていませんでしたが、採用当初一人に番号が複数あるんだということは分かりました。	電話確認を中心に対応しました。基礎年金番号導入時にできる限り現状のような特別便や定期便のような本人確認作業が行えていれば良かったと思います。
4854	地方庁	その他(社会保険事務局)				
4855	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	特にありません	入庁した4月以降、窓口対応を始めてから思いのほか統合されていない手番を持っているお客様が多いことに驚きました。 年金に対する関心が薄い方なら誰にでも起こりうる、身近な問題であると感じました。	基礎年金番号は1人につき1つであり、番号が幾つもあることのデメリットを説明しました。 入社のたびに年金手帳が交付されてしまうケースが多いため、会社の担当者に対する案内(既に所有している手帳の有無の確認、番号が2つ以上ある場合の手続き方法)も有効ではないかと考えます。
4856	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	社会保険事務所や本人に証拠書類がない、本人が年金を納付した記憶も曖昧である以上、完璧に解決することはまず無理である。 本人の申出により、記録を統合・回復していくしかないと思う。(悪質な場合は刑事告発をする。)	年金記録問題が存在することはテレビや新聞を観て知ったので、テレビや新聞で報道するまでは知らなかった。 年金の記録で年金額が大きく変わるため、正しい年金の記録でないことは非常に大きな問題だと思う。	来訪されたお客様に、今回の年金記録問題に対しまず謝罪をし、その後どのように年金記録が違うのか尋ねた。 この問題について、証拠書類(事業所からの届や納付記録に関するもの)を残していなかったこと、また届に添付書類がなかったことが原因だと思われる。そこで証拠書類は本人が死亡するまで保管しておくこと、また今は届によっては事業主の証明を持って添付書類を省略しているものがあるが、添付書類は省略せず、必ず提出を求めるべきだと思う。
4857	地方庁	その他(社会保険事務所)	ないです。	今までと同様に全職員一丸となって頑張っていくしかないと思います。	保険料を納めたのに記録がみつからず、年金がもらえなかったり、額が減ったりするのはおかしいので、必ず解決しなければいけない問題。 就職してから。	一人でも多くの記録がみつかる様に、お客様のために頑張ってます。 とくべつ便等の書類がお客様からみてわかりにくかったところ。
4858	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	国年厚年とも名簿や旧台帳の記録をオンラインに収録することが有効だと思います。	重要な問題であると認識しましたが、これほどの件数だとは思いませんでした。 基礎年金番号導入時に知りました。	資格取得等の処理時に出る疑重複調査をやった方がいいと思いましたが、大阪府段階ではしないことになった。その時に疑重複調査も含めて、記録の確認をしていただくようにしたらよかったと思います。
4859	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	特にありません	国民の年金に係わることであり、とても大変な問題であると認識しています。 過去の記録が欠落しているなど、過去の多くの記録が不備であること、また、標準報酬の改ざんについては、この問題が出るまでは認識していませんでした。	お客様の記録が見つかり記録に反映できるよう、お客様の立場に立って対応に努めてきました。 記録の不備については、過去は進達作業であったが、この進達漏れまたは点検作業の不備が考えられるが、確認及び点検を適確に行い法令遵守・取扱いに沿った業務を遂行しなければならないが、この点が欠落していたものと思われます。 国民の信頼回復のためにも、記録問題の解消に努めていかなければならないと認識していま
4860	地方庁	その他(社会保険事務局)	一般に知られていない問題はよくわかりません。		20年6月の入社のため、既に新聞・ニュース等で年金記録問題が取り出されていました。一人の人がいくつもの番号を払い出しをしてしまい、その結果きちんとした記録の管理ができなくなったと認識しています。	異動があった場合の本人・役所・社保との連動がうまくいかず、一人の人がいくつも番号を持つ結果になったのだと思います。システムの問題もあるかと思いますが、現時点でも役所からの異動報告書があがってくると、市役所の記録と社保の記録で合致していないことが多々あります。本人が会社を辞めた時に市役所に行かないことも理由のひとつと考えられますが、役所と社保の相互の記録が一致するようにシステム的にも連動するようにしてほしいです。
4861	地方庁	その他(社会保険事務所)		早期に年金一元化する。	所在不明の未統合記録問題、H2年頃の年金給付課時代に認識。	可能な限り本人確認して記録を結び付けてあげようとしてましたが、本人が忘れている場合が対応が難しい。
4862	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	年金の資格照会業務を詳しい人で増員して、処理する。	テレビ・新聞の報道があって知りました。 報道をみて、過去の記録の確認は容易でないと思いました。	記録に関しての問い合わせがあったときは、的確、適切な対応をしようと心がけました。過去の記録の整備は、いろいろな知識が必要なので、統一のテキストなどがしっかりあればよかったと思います
4863	地方庁	その他(社会保険事務所)			新聞やメディアでの報道があった頃に、知り得ました。 当時は、電話窓口において身に覚えのない苦情が殺到し、今働いている職場の現状を思い知り、退職も考えました。それでも、いつかは苦情も少なくなるとは思っていました。	ひとつづつ解決していくほかないと思いました。 きちんとした管理体制を整えていくしかないと思います。そして、すこしくらい面倒でも、誤っている処理を見過ごさない、見落とさないように気をつけていき、過去を繰り返さないことが大切だと
4864	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	今までの年金問題については、現行のまま進めていけばいいと思われます。	遡り月変がおこなわれていたのを知ったのは徴収課に配属になった後です。 当時は遡りが当たり前のように行われていたので罪の意識はありませんでした。	まず、徴収課に徴収率のノルマがあったことが1つの原因であると思います。 徴収率を上げるには保険料の額を少なくすればいい。誰でもそのように考えると思います。 社保庁と現場である地方事務局とで認識の違いがあったのではないかと思います。
4865	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	世間一般に知られている以外わからない。	一つ一つお客様の立場も考慮して淡々と解決に向け作業を行う。	手帳番号の重複者の統合作業等は認識していた。 年金記録問題としては、平成19年話題になる頃と記憶しています。	お客さまの記録をお預かりしていることで、慎重に記録確認をしたり、基礎年金番号の統合処理等を行った。 反省点としては、お客様の記録(保険料)をお預かりしているという認識が不足してたと思います。 一つ一つが記録ではありますが、保険料をお預かりしたことで、1ヶ月という単位で記録になることを再認識して行きます。
4866	地方庁	その他(社会保険事務局)		台帳の突合をすることだと思います。	年金の記録はその方の将来又は現在の年金額にかかわることですので正解な記録であることは大変重要であると思います。 平成19年4月より年金相談業務に携わってまいりましたが、5月ごろから記録問題がでてきて、その頃から窓口にこられるお客様が大変増えてきたと記憶しております。	年金相談業務に携わってまいります中で、旧姓の検索やお客様からの聞き取りを丁寧にし、正確な記録統合に努めました。 当時、窓口は大変混みあっておりましたので、一人一人のお客様に十分な時間をとれなかったことは、反省しております。
4867	地方庁	社会保険事務所課長級以上	自分が知らないことまで報道等で知りました。	現在、市町村にも一方的に協力依頼を行っていますが、厚労省と総務省で協議した上で、協力依頼を行えば、もっと協力していただける分が増えるのではないかと思います。 厚生年金記録について、本人が事業所名を忘れていたり、法人名と店舗名が違うなどで確認できない分が多い。事業所名はわからなくても、どういう仕事をしていたかは覚えられていることが多いので、喪失事業所の事業内容がOBへの聞き取り等により調べることが出来て、確認方法も場所、時期、事業内容が一致で本人確認とすることが出来ればかなり解決できるのではないかと思います。	年金請求時に確認をすれば特に問題ないのではないかと思っていました。 年金給付課を担当することになった平成3年ごろに、本人と思われるが忘れられている記録があることを知りました。	事業所名以外のことをできる限り説明しながら、思い出してもらうように対応しました。年金請求時に確認すればいいという考えが全体的にあったと思います。 資格取得時に他に手番がないか等確認し、その都度整理しなければいけなかったと思います。 時間が経ち、本人も忘れてしまっているために、本人へ教える情報の範囲を広げたが、整理がつかない状況人になってしまったと思います。
4868	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	単に人数を増員して性急に片付けようとせず、地道に確実に一つ一つの作業をやり遂げる。	個人の年金が減ったり消えたりする重大な問題。 在籍後数年して、適用担当課になったときに知りました(約7～8年前)	提出していただいた特別便等を迅速丁寧に処理する。 反省点は、問題になる前に組織として適切に対処すべきだったと思います。
4869	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じておりません。	記録調査に関わる人員配置を多くして、組織一丸となって解決を図っていくべきと思います。また、ひとりひとりの意識改革が重要だと思います。	基礎年金番号に未統合の手帳番号を持っている方や記録が見つからない方が大勢おり、正確な記録の管理が年金制度の信頼の根底にあると思い、年金制度の制度そのものの存続に関わる重大な問題だと思います。記録がない方がいること等についてはマスコミの報道等ではじめて	ねんきん特別便の対応を積極的に行い、新規年金裁定時には記録の統合もれがないように慎重に確認を行っています。基礎年金番号導入時に記録の整備を行っておくべきであったと思います。
4870	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		平成19年頃知り、早急に解決すべき問題として認識していました。	事務所内特設窓口において来訪者の対応、被保険者からの電話対応、被保険者への確認電話、被保険者宅を訪問しての記録確認など問題解決のため対応しました。本人への記録確認を年金制度発足から定期的にすべきだったと思います。
4871	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成8年に採用され、1年後位に期間照会の補助をし始めたときに「宙に浮いた年金」を知りました。申出書に記載されたもの以外で本人のものと思われる手番があり、調査しなくてよいのか上司に尋ねましたが、そこまで調べていたら仕事が進まないから調査不要と言われました。まだ採用されて聞もなかったので、反論することもできませんでした。	疑問に思ったこと等は、上司であっても、きちんと問題提起をしないといけない。
4872	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません	分かりません	報道されている、宙に浮いた年金については、年金番号を複数持っているんだな、程度で年金受給までにはいずれ統合されるものと思っていた。時期についてははっきり覚えていない。	複数年金番号を持っていると思われる者に対しては、早急でなくとも良いので、年金を受給するまでには年金番号の統合を図るように指導した。 人の記憶が年をとるに伴いあいまいになることを分かっているようで分かっていなかった。その時点で統合の処理をするよう強く指導すべきであった。
4873	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題については報道されるようになり知った。 今までそれを把握し、問題解決をすることはできなかったのかと疑問に思う。	なるべく多くの方の年金記録を整えられるよう、お話を伺い特別便などで記録の確認をしている。 ただ無闇に統合しても新たな問題が発生するだけなので、確認が微細にわたることを国民の方にも理解していただきご協力いただきたい。職員も安易に判断しないよう注意するべきだと思う。
4874	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくにありません		本人の記録が正しく本人の年金受給につながっていないこと。	本人の記録と確定させやすいように社会保険庁で登録しなかったこと。
4875	地方庁	その他(社会保険事務所)		地道に解決するしかないとおもいます。	一件一件解決するしかないと思っておりました。年金受給者の年金漏れについてはここ数年です。	窓口にお客様がお越しになられたときに一件一件解決して行く
4876	地方庁	その他(社会保険事務局)		皆で地道に業務にあたる	テレビで報道されてからここ1，2年前後。 昔はおおらかな処理が行われていたと思った。	今の職員が前向きに地道に対応するしかない。 もう少し先人たちが将来を見据えて処理を行っていればよかったのにと思う。
4877	地方庁	その他(社会保険事務局)	一般的なこと以外知りません	社会保険職員の再雇用	最初は大変なこととは思わなかったが、経験を積んでいくと大変なことだと認識し始めた。入社して3年後くらい。	閲覧等はしないようにしようと思った
4878	地方庁	その他(社会保険事務所)				
4879	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	社会保険の広報など、周知徹底し若年層にも年金教育など授業に盛り込み、国民全体の認識を高める。	新聞、各種報道により知りました。	迅速丁寧な記録調査、及び記録の統合。年金番号を一人に対して、いくつも発行していたのがよくなかったのではないか。
4880	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	現時点で不明確である問題が仮にあるとしたら、それら全てを 明確にしたうえで、包括的に問題解決の方策を採るべきである と考えます。(あとから、「やはりこういう問題があった」となると、 対応者が苦慮することとなるため。)	大きすぎて、全容を把握できない問題と認識しておりましたが、 実際、その存在をじったのは報道されてからと記憶しております。	全国的な、全国民的な問題ですから、慎重に対応しようとは しておりましたが、同時にお客様からみれば、自分の年金額に 直結する問題ですから、且つスピーディに、優先順位を高めて 対応しておりました。 過去の年金制度の経緯等、自分の知らないことが多くあり、 対応に苦慮した経験から、自分の勉強不足でお客様に迷惑 をかけたことがあるとしたら、反省すべきことだと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4881	地方庁	その他(社会保険事務所)	定期便の遅歩状況の遅れ。特別便の解決が精一杯で定期便の処理が遅れている。また、記録問題に重点をおいているため他の業務がおろそかになっている。これも問題ではないか。	解決には人手が必要だが、社会保険庁・市町村の年金業務に精通していなければいけないため、健保協会、市町村から人手を求める。処分を受けた方でも、その内容を精査して今後の業務に支障がなければ力を借りたいのが現場の本音です。	消えた記録があることは、ほぼ認識できなかった。ただ、国民年金課に在籍していた折、家族もしくは恋人に保険料を預け(もしくは保険料を受け取り)納付になっていない(納付をしていない)などの相談は受けていた。夫婦(主に妻)が夫の保険料のみ納付していないなどの相談もあった。介在者をはさむことで、本人の認識とこちらの記録がずれることはある。 未統合記録は、制度が本人の申し出に責任をおいていたため、不用意に記録を伝えれば罰せられると理解し、現場レベルの問題ではなく法改正で対応するものと認識していた。	現場から上際に意見を上げる機会は少なく(市町村担当を含めた会議が年一回あった)、また、回答は法律に即したもので法改正を検討するようなものはなかった(しかも回答は一年後の会議の場だった)ように認識している。 この問題の本質は、保険料を納付するものと受け取るものの間に溝があること、に思う。これに複雑な法律制度が誤解や不安を広げている(特別便・定期便でも例えば昭和61年3月以前から3号制度があった、昭和36年4月いぜんから国民年金に加入していたなどの回答が半数近くを占めていることがあった)。社会保険労務士などの専門家を通さなくても万人が理解できる制度をつくることと、本人が家族・金融機関・市町村・事業主など通じず社会保険庁(機構)に直接納付する仕組みを作らなければ今後も発生をなくすことは不可能に思う。年金通帳も最終的な記載は、本人任せになるであろう、何十年と記載しない方が受給時にはじめて判明することもあるはず。定期便や確認のお知らせも、届いた段階で会社が倒産しているケースもある。
4882	地方庁	その他(社会保険事務局)		一つ一つ確実に解決していくしかないと思います。	浮いている手番が5000万件あること、平成19年5月ごろかと思います。	きちんとした記録にもとづいて年金を受給していただくように、記録の統合、再裁定をきちんと行っていく必要があると思いました。 本庁主導で特別便の発送が、各事務所での対応策、準備ができていないまま行われたことで混乱が生じたこと。
4883	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にないです。	特にないです。	問題になってから知りました。	ふりがな検索だけでなく、広範囲での検索方法があれば良いと思います。
4884	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	現在行っている、該当者と思われる方に確認していく方法しかないと思います。	旧姓などで統合されていない記録があることは、基礎年金番号が導入される以前ではありえることで、ただ、WMに登録されていない記録があることは、この問題が発覚して知りました。 年金制度崩壊にもつながりかねない重要な問題であり、解決しなければならないと思いました。ただ、とても難しいことと同時に思いました。	自分にできることをやっていくしかないので、そのことを意識して対応してきました。 反省点として ・オンラインに反映されていなかった記録以外で、基礎年金番号に統合できる記録が多数存在していたと思われるので、年金受給手続きまで待つのでなく、早急に統合を進めるべきでした。 ・氏名の簡単な読み誤り登録されている記録は、年金相談時の氏名検索で全国で行うべきでした。石川では行っていました。
4885	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員が一丸となって最優先に取り組むべきと考えます。	現在年金を受給されている方や、将来年金を受給される方にとって重要な、年金に関する資格記録や報酬月額等が正確に管理されていない重大な問題と認識していました。そのことを知ったのは、マスコミによって報道され始めた頃と思います。	ねんきん特別便等で来所されたお客様に対しては真摯に対応するよう努めました。また、年金記録に対する重要性の認識や、その管理方法に問題があった点が反省点として挙げられると考えます。
4886	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録以外に特にしりません。	今後もコツコツと丁寧に確認作業をしていく。	年金記録問題を知ったのは約十ヶ月です。 旧姓、職歴確認の漏れ。	名前の様々な読み方を確認するようにしました。
4887	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	現場の職員はすべての一件まで解決できると考えている職員はおりません。全件解決をめざすのではなくその代わり性善主義で申し立てについてはある程度の分については積極的に認めていくべきだと思います。	入庁5年目のため紙台帳からオンラインへの移行時の不始末については報道で知る部分が多かったです。基礎年金番号とへの未統合手帳番号について「宙に浮いた」という表現をされるのは違和感がありました。	積極的に窓口でお客様の対応を行いました。ただ私のように若い世代の職員は昔の事務処理の方法を知らないためなぜこのような問題が起こったのか質問されると対応に苦慮しました。 オンラインへ移行した際のずさんな管理を30年間ほうっておいたのはまずかったと思います。また、基礎年金番号導入時から年金統合のよびかけを積極的に行っていればというのも思いま
4888	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	現在の定期便により地道に、継続的にお知らせしてゆくことにより、個々人が自分の年金に関して関心を持てる環境を続けてゆくことが大切だと思います。	年金請求時において、氏名・生年月日・性別による検索や本人からの聞き取りにより基礎年金番号に統合されていない年金記録は、本来の持ち主の所へ戻ってゆくものと考えていました。 しかしながら、氏名、生年月日等の入力誤りがこれほどまで多く存在しているとの認識が欠けていたため、現在、いわば不要の作業を続けなければならない結果となっています。 結果的に、いずれは本人の所へ戻ってゆくという安易な認識があったと思います。 昭和61年4月、社会保険事務所にて国民年金業務に従事していた頃には未統合の手番があることは知っていました。	組織として、国民に迷惑を掛ける仕事を行ってきたことは、当事者として十分に反省しなければならないと考えます。その結果として、時間はかかる仕事になりますが一人一人に丁寧に説明を行い、おしかりを受け、迅速に対応してゆくことで、これまでの組織業務を皆さんにお詫びする気持ちで対応してきたつもりです。
4889	地方庁	その他(社会保険事務所)		台帳保管庁での丁寧な調査(オンライン(080届書)による調査では不十分と思われます。)時間がかかっても名簿・原票にあたることが必要です。	紙媒体から機械化への移行時の進達漏れ等による収録漏れに起因する問題	現在残っている紙媒体およびマイクロフィルムの丹念な調査を行おうと努めました。 閣議決定による年内解決など、調査にかかる時間を考慮せずとりあえず回答をしておけばいいかのような庁からの事務連絡による業務処理は、根本的な解決とはならないと思われるため、また同じような問題が発生されることが懸念されます。
4890	地方庁	その他(社会保険事務所)				
4891	地方庁	その他(社会保険事務局)				
4892	地方庁	その他(社会保険事務所)		全職員が一丸となって取り組むことが大切だと思います。	早期に解決しないといけない問題だと思いました。マスコミ等で報道されて知りました。	組織としての対応の方針に従おうと思いました。人員不足ではないかと思います。
4893	地方庁	その他(社会保険事務所)				できるだけお客様のご理解ご納得が得られるよう行動していくことが重要と考えております。
4894	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません	こちら側からお客様(記録の持ち主)に対するアピールについては、現状以上のことは、なかなか難しい問題かと考えます。 滞留している期間照会については、人を最大限投入してこなしていくしかないと思います。	古い統合されていない記録についての調査は、ご本人様の申告に基づき探す係が存在していたので、そういうやり方(いわゆる申請主義)に疑問はありませんでした。 日本の雇用事情が「終身雇用制」だったということもあり、複数の番号を取得する人は「まれ」だと思われていたのではないでしょうか。 老齢年金受給時期の年金相談で、対面しながらお話を伺い記録の統合が出来ていたので、大きな問題とは捉えておらず、相当数があると報道されるようになってから、事の重大性を知りまし	お客様に「ねんきん特別便」等をご活用頂くしかないと思い、与えられた仕事として、時間延長や休日開庁で年金相談をしていました。 オンラインの進化と共に、例えば古い名前の入っていないような記録の整備について、もっと早く対処すべきだったと考えます。 記録が古ければ古いほど、該当者が亡くなっていたり、忘れてしまっているので、もっと早い時期に申告・申請がなくとも、社会保険庁側からアピールをすべきだったと思います。
4895	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	人員を増やし、早期に記録回復に努めるべきだと思います。	数年前に年金給付課で窓口対応していた時には、本人の記録らしき手帳番号がある際に、同姓同名の記録かもしれないので、今ほど詳しく出てきた記録の内容についてお伝えしていなかったと思います。本人に思い出してもらわないと統合できないため、埋もれていった記録がたくさんあったと思います。	記録問題が言われるようになってからは、マニュアルの変更等もあり、本人の記録かもしれないという姿勢で窓口対応していました。年金記録については、一人で複数の手帳番号があるというのがなかなか理解してもらえず、複雑にしていると思います。基礎年金番号導入の際にもっと広報を徹底して、市町村・事業所へ協力してもらうべきだったと思います。これからも国民の皆様にもご自身の職歴等は年金手帳に控えるよう広報したほうがいいと思います。旧台帳については WMで確認できない記録のため、期間照会に長時間かかっていました。旧台帳の記録整備については、もっと早い段階で業務センターでするべきだったと思います。
4896	地方庁	その他(社会保険事務所)		現時点での完全な解決策というのはありえない。少なくとも基礎年金番号導入後20歳になった世代が記録を一元管理をして(共済記録も含む)老齢受給の年齢になるまでは何かしらの問題が生じる。	過去からの年金制度の改正でつなげてきた現行制度では記録管理に問題があることはわかっていた。それが公になるかの問題であった。自分がそのことに気がついたのは年金受給の業務をしたとき。昭和63年4月頃。	とにかく被保険者、受給者からの問い合わせに対応するのみ。事前準備も何もあったものではないため、対応のしようがない。
4897	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	重要なのは、問題解決に取り組む人間が、共通の意識を持ち、状況を把握できるような体制を整えることだと思います。	当然、許されることのない、一刻も早く解決すべき問題だと思います。 問題のある記録が少なくないことには、働き始めてすぐに気がつきましたが、当時の職場の雰囲気からして、ここまで大きな問題になるとは思っていませんでした。	資格照会業務を経験したことにより、問題意識は高まったと思います。それ以降は、自分の関わる範囲内ですが、適正な業務を行うように心がけてきました。 狭い組織の中の常識で仕事をしてきたことが一番の反省点だと思います。当然のことですが、お客様の視点に立って、業務に取り組むべきだったと思います。
4898	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	年金記録を統合したら、年金額が下がる方がいる。	現在、決定している年金額を保障する。	手間と事業を行う予算化することを怠っていた。 基礎年金導入時に、被保険者や受給者に対し、1つの年金番号に徹底して統合することが、出来なかった。 若い時(昭和50年代後半、厚年適用課に所属していたときに、先輩から聞いていた。	統合されていない手番の調査、電話や訪問による確認を積極的に行う。 事業の見直しが出来なかった。
4899	地方庁	その他(社会保険事務所)				
4900	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録について、世間一般に知られていない問題は、知りません。		年金記録問題は、私が在籍している限り、職員の方々が、 私が思っている以上に、仕事に対して真じめに取り組み、お客様に対して、電話や窓口で誠意を持って対応していている姿、遅くまで残業をして 頑張っている方々ばかりなので、年金記録問題が存在すること自体、 ない様に感じております。	
4901	地方庁	その他(社会保険事務所)	存知あげません。	定員増。	約70年にわたる年金制度の記録管理が、膨大すぎることが問題であり、それに見合った人員を配置すべきである。また、問題を認識したのは国会で取り上げられるようになった平成19年頃で	定員が減る中、業務を遂行するには毎日毎日の残業しかありません。また、宙に浮いた年金記録問題の原因は年金請求が個人の「裁定請求主義」に基づいていたことが、挙げられると思い
4902	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	出来る限りの情報提供をし、国民の皆さまのご協力をいただき、統合整理を進めてゆく。 また、現在送付している、ねんきん定期便等での、記録確認のお願いを周知するための広報等を重ねてゆく。	基礎年金番号に統合もれの手帳番号がある。 氏名・生年月日等が本人の申し出の記録と相違しているものがある。 具体的な年月は覚えていませんが、年金相談等の業務を担当するなかで認識しました。	年金相談の際には、本人の加入履歴を可能な限り確認し、統合するようにしてきました。 年金請求時に、必ず本人履歴の確認作業を行いますから、未統合の記録は年金請求時には必ず統合整理されると考えていました。
4903	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	時間と知識のある職員をかけて丁寧に記録の整備を行った方がいい。	マスメディアで取り上げられるようになったとき。 年金記録については整備していかないといけないと思った。	一件一件丁寧に対応するよう心がけた。 基礎年金番号を導入した際の記録の整備が不十分だった事が原因の一つだと思われる。その時にもっと国民に周知するようなやり方をしていればよかったのではないか。
4904	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金設立当初の台帳は社会保険事務所に保管がないものも多く、業務センターに保管されている旧台帳でも確認できない場合もある。	旧台帳等すべて残っている台帳を確認し、記録を整備する必要があると思う。	いままで働いて保険料を納付している方で、記録がなく、年金を受給できていない方がいるということは、大変問題なことだと思う。このようなことを知ったのは、この問題が取りざたされたころです。	記録を確認することに精一杯努力しようと思います。昔のように紙台帳で管理することは、困難なことだと思います。被保険者自身も自分の年金記録を理解できるよう説明を行っていくことが大事だと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4905	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	特に無し	平成9年1月に基礎年金番号化されたときに手番を統合しきれない時点で、完全に統合するのはシステム上、無理があるとは思った。 しかし「消えた年金」というネーミングでここまで問題になるとは思っていなかった。	年金相談などで本人が窓口に来てくださったときは必ず氏名索引を行い本人と思われる記録があればそのつど確認をするようにしていた。 反省点としては平成9年1月の統合時点でもっと積極的な統合作業が必要だったと思う。 はがきを返送するだけでその後の追い詰め作業が不十分だった。
4906	地方庁	その他(社会保険事務所)	生活保護受給しているために、年金に関して興味がないもしくは、できればもらいたくないと考えている方がいる。 そのため、記録問題に対して非協力的であることがある。	国民年金を40年かけても月額7万に満たない。 保護なら20万もらえる。制度の主旨が違うにしても矛盾しているように思われるので、この点も考えなおすべきだと思う。	社会保険の職についたときから、期間照会の際、本人から職歴を申し出てもらわなければならないという時点で、問題だと思った。	そのときは、こちらがわかっても教えてはいけないといわれていたので、対応はできなかった。問題が世間に取り沙汰されてからは、伝えてもよいということになったので、それからは、できる限り調べて、お客様にお伝えするように努力しているが、もっと早い時点からしていれば、本人様の記憶も確かだったかもしれないと思われて悔やまれる。 また、被保険者の方たちにももっと、年金のについてよく周知して、大切な制度だということ理解してもらうことも大切であったと思う。
4907	地方庁	社会保険事務所課長級以上	私の知る限りでは、ありません。	膨大な記録を適正に管理するにはシステムも人員も脆弱であり、大幅な人員の増員及び専門知識を有する人材の育成が必要と考えます。	再加入する毎に年金手帳を取得されている方が見受けられ、年金裁定請求時に統合されないことがあるのではないかとの認識はありました。いつ頃からかは憶えておりません。	判明する限り統合されるよう努力しましたが、本人の記憶と相違するものは統合することができず、それが現時点における宙に浮いた記録として存在しているものと考えています。終身雇用が多く転職の少ない時代に対応した仕組みを社会情勢に合わせて改善できていなかったことが反省すべき点と考えます。
4908	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録の調査には、年金記録について専門的知識及びWMの使用方法等を熟知している者が取り組む必要があるため、早期に解決するにはやはり職員が土日祝に出勤し、取り組む他ないと思われる。	年金記録問題についてのマスコミ報道があるまで知りませんでした。	年金記録の管理が不十分であったことや制度発足時から国民への定期的な記録確認の通知を送付すべきであったこと等が反省点としてあげられると考える。 また、仕事に対する意識の低い職員がいるため、もっと早い段階に勤務態度・成績等で給与等に差を設ける必要があった。 やはり、意識の高い職員が職務を遂行するようになればより競争意識も出て、活性化し、それが国民サービスにも影響してくると思われる。また、競争意識が過剰になると不正を行う者が出てくる可能性もあるため、上司等によるしっかりしたと職員管理も同時に必要となる。
4909	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	とくべつ便対応、定期便対応にしても、適切な説明等が不十分であるため、現場は混乱する。次から次へと郵送対応するのはいいが、その後の対応に対し、すべてにおいて、直前ではなく前もって現場に周知するべきだと感じた。	私は、任期付として昨年から勤務した。それまでは、民間企業で労務を主に担当していた。問題を認識したのはその時である。仕事上、社会保険に携わっている人であれば認識度は強いが、それ以外の人は他人事のように感じているのが見受けられた。	日頃の社撰な管理体制に問題があると思う。
4910	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	既に決定した方針に沿って地道にやっていくのが最善だと思います。	厚生年金の旧台帳の照会をしても回答に数ヶ月かかること、国民年金のマイクロとオンラインの記録に相違があること、などは感覚として知っていたが、これほど大きな規模とは思わなかった。 従って、問題として認識したのは昨今の報道等によってです。	示された方針通りに動きました。
4911	地方庁	その他(社会保険事務所)	基礎年金番号(手番)は本人として記録されているものの、その一部の記録が入力モレしていた。	ダブルチェックの徹底と、記録保持者に対しては、空き期間があればその箇所について、本人へ確認を行う。	記録の管理者である庁のミスなどもありますが、記録所持者である被保険者が、記録モレついて黙っていたことにも問題があると思っています。 なぜ、年金受給時に言わなかったのか・・・疑問でした。 庁の入力ミスがあることを知ったのは、実務をしてから。 被保険者自身の記録の確認ミスは、実務を行う前に、報道などを見たときから疑問を感じました。	被保険者の記録確認ミスであっても、すべて庁の責任となってしまう。これはこちらの責任である旨、謝罪するのみかと思っていますが、一方で、事実確認の徹底や制度の説明など、被保険者に対する情報提供としては、まだまだ庁も改善の余地があるかと思います。 被保険者に説明しても難しい内容については、現状では、情緒な態度で対応する職員もいるみたいですので、そのあたりは改善していく必要があると思いますし、自分自身もそうならないようにしなければならないと思っています。
4912	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。		当初は、基礎年金番号制に移行する前は手番が1人につき複数あるのが普通で、年金受給時に統合すればよいという考えを持っており、年金記録問題が重大な問題であると認識していませんでした。 しかし3年前に年金記録確認業務に関わるようになってから、年金記録の調査をしても見つからないケースが多く、その原因として社会保険庁の帳簿の管理のずさんさや、帳簿の記録をコンピュータによる管理へ移行した際の入力ミスなども挙げられることを知ってから、年金記録問題はお客様が本来受け取ることのできる年金を受給できない事態を招く重大な問題であると認識するようになりました。	年金記録問題によりお客様の信頼を損ねたことを重く受け止め、窓口対応や電話対応時に不信を取り除けるよう丁寧な対応を心がけました。 現時点での反省点として、全国の事業所や被保険者の検索システムがないため、他県管轄分の回答が遅れている点があります。早期に全国の事業所や被保険者の検索システムが作成されることを望みます。
4913	地方庁	その他(社会保険事務局)		条件による一律保障支給		年金記録及び、その改善に対する杜撰な体質
4914	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にない	その場限りではなく、長期的な視点で考えていくべきだと思う。それぞれの事務所に任せるのではなく、一箇所で集中的に業務を行った方が効果的である。	年金制度に対する広報不足、受給者・被保険者の知識不足、マスコミの不信感を招く報道、このすべてが、からみあって起きたと思う。 こんなに長期間になるとは思わなかった。	受給者・被保険者と応対する中で、納得する方しない方含めて、一つ一つ対応した。 どこを向いて仕事をしていくかということが改めて大事だと思う。
4915	地方庁	社会保険事務所課長級以上		問題解決には、ご本人のご記憶をお借りするしかなく、特別便・定期便の送付を行っていることから、お客様に十分確認いただいたうえで、ご本人様の記録であれば年金に結びつけいく。なお、すべてのお客様の確認が終了するまで、また、すべての記録をご本人のものに結びつけるまで行っていかなければならない。	年金制度が成り立っていくうえで、年金加入記録が一番重要な柱であり、年金制度の崩壊につながる。また、国民の皆様の生活にも多大な打撃を与える国の存続にもかかわる重大な問題と認識している。 年金基礎年金番号付番以降、番号統合がなされていないものが多々あるものと思っていたが、これが問題化され、そればかりではないことを知った。	お客様ご本人の記録であれば当然年金に結び付けなければならないし、お客様一人一人の記録を確実なものにしなければならないという意識で対応した。 自分自身もそうであったが、お客様が年金請求等をされる時に統合すればよいと思っていた。これは、問題を先送りしているだけで、このような甘い考えがさまざま問題を発生させたものと考える。
4916	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	人員を増やす。現時点では通常業務に加えて記録問題にも対処しているのに人員数は増えてない所か減っている。ただでさえ給付関係は時間のかかる処理なのだから早期対処のために対応する人数を増やすべき。	根の深い長引く問題 新聞等の報道にて知った	本人からの申し出があったとき、まずは事務所にある記録を本人に伝え確認してもらうことから始めた。 紙台帳の記載内容がもう少し詳しく記載されていればこれほど長引くことはなかったと思う。もしくはもっと早い段階で紙台帳の記録を見直し整理するなどの対応をとるべきだった。 後は、事業所・従業員向けに社会保険に関する説明会を頻繁に開き制度の理解を求め勤務先
4917	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現行の方策以外には無いと思います。	ほとんどが、手番のみ統合であると認識していました。平成19年頃知りました。	通知どおりに対応しようとしました。定期的に国民に個人の年金記録のお知らせを送付すべきであったと思います。また、全ての過去の台帳を保管するべきであったと思います。
4918	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。	最優先業務として事務所全体で取り組んでいます。 勤務を始めたのが平成19年4月からなので、その頃からです。	専門の担当ではありませんが、当番制や勤務時間外、休日出勤で事務所全体で対応しました。
4919	地方庁	社会保険事務所課長級以上	現在、世間に公開されている問題以外は知りません。	とにかく本人や遺族に昔の勤務記録等の聴取を徹底して、基礎番統合にむけ努力する以外ないと考えます。	まだオンライン化になっていない当時から、被保険者一人でいくつもの厚生年金の手番を持っているのをまのあたりにして、遅かれ早かれこの問題は浮上して大問題になってしまうのではないか？・・・という危惧は非常に高かったと感じております。	恥ずかしながら、自分のかけている年金の番号やその経過は、自分自身で把握・管理するのが当たり前であると、当初は強く感じておりました。 しかし、この問題が勃発して、国家行政が行ってきた業務のずさんさを心から反省しているところでございます。 基礎番号が導入されている今後は、加入時での徹底チェックにより、二度とこのような問題は繰り返さない様、職員全員での緊張感をもった対応が必要に思います。
4920	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		紙台帳とWM記録との突合をしていく。	最初は、60歳等年金請求時に最終的に被保険者本人と記録を確認していけば、記録の漏れはなくなると認識していた。 年金未納問題が発生した時に、あらためて認識した。	窓口等での、対応に於いて、今まで以上に、より慎重に被保険者本人等と記録を確認していった。 特に紙台帳の頃の記録管理が、ずさんだったと感じている。
4921	地方庁	その他(社会保険事務局)	公表されている事例以外には知りません。	分かりません。	年金問題の認識について ・「届出主義」として、事業主からの届出がない限り各種記録の登録・更新処理が行えない事。 ・個人記録についての通知も事業所内での対応が異なり、本人が役所に照会しない限り「自分の登録されている記録」と正しい報酬等の確認が出来なかった事。 ・「健康保険・厚生年金・労働保険・税務」の主だった「社会保険事務」の届出窓口が異なる事。 問題を知ったのは、適用・徴収関係の業務に携わった時。	被保険者個人からの相談・問い合わせの応対の際に、「ご自身の記録を改めて確認するように。」と記録照会の申請などを案内するように心掛けた。 現時点においても、殆どの被保険者の方は「会社がちゃんと、自分の記録の手続きをやっていてくれている。」と認識していて、「自分に限ってはありえない。」と考えている方が多いと思います。 その為、「記録の改ざん」や「誤った登録」などの「事実と異なる記録」について、被保険者個人の方々が随時で確認出来る状態にしない限り、今後も同様な認識を持たれる方はいらっしゃるかと思います。 当時は、社会保険庁や市区町村の職員も積極的に「個人記録についての照会の案内」や「年金記録がどのようにして、登録・更新されているのか。」などの積極的な説明が出来なかったのが
4922	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません		年金問題を認識したのは、大きく報道されるようになってからです。 記録の取り扱いが細かく決められたことを受けて、重大な問題であることをより認識するようになりました。職員の意識改革がとても大事なことであると考えています。	決められた取り扱いを十分理解し、遵守すること。 被保険者、受給者の立場に立った考えを優先した対応を心がけること。
4923	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし		大変重大な問題であると認識している。	
4924	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	特別便や定期便を活用して一つづつ記録の確認を行っていく	一連のマスコミ等の報道で知り、年金記録がこれほどずさんなものだとは思わなかった。	一つ一つ対応をしていく。 年金請求時点で記録の確認を行うのという、事後的な業務が良くなかったと思う。
4925	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	ここまでの問題になってしまうと、正直これといった打開策をみつけるのは難しいと思います。	昔から今のようなコンピューターがあったわけではないので、紙管理から今のシステムに移行していく間に記録が抜け落ちているケースも多いだろうな、と漠然と考えてました。実際、自分の親の国年の納付記録が落ちてて、本人が領収書を保管していたことと、台帳に納付記録が残っていたことから補正してもらえたことがあったので、どこかで本人に確認してもらわないと、後々大きな問題になりかねないと思いました。	窓口等で本人より記録を探して欲しい旨あった場合には自分のできる考えうる範囲で細かく調べるようにしました。 反省点は新法が始まった昭和61年4月から基礎年金番号導入までに時間がかかり過ぎたこと、本人に対して記録確認のお知らせを全くしてこなかったこと、紙から今のシステムに移行していく過程で充分な予算措置がなかったことなどが挙げられると思います。
4926	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		たいへん重要な問題であり、年金体制の根本にかかわる最重要案件であると 認識していました。新聞、テレビ等のマスコミ報道により知りました。	まず、記録等のもれが判明された来訪者の方には、誠実に対応し、迅速に記録の整備等を行ない、時効特例などの、ご案内をしました。 日々の業務を堅実に行ない、チェック体制の整備が肝要と思われます。
4927	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない	人員を増やし集中してまた短期間で行うのがよいと考える	国民の老後の年金に直接つながる問題のため、早急に解決できるよう最優先して取り組むべき問題だと認識していました。 問題を具体的に知ったのは報道等にてです。	国民の皆様にご迷惑をおかけして申し訳なく思い、自分としては一人一人のお客様に対し誠実に対応させていただくしかないと考えていました。 制度ごとに番号をふるのではなくもっと早い段階で基礎年金番号のように一人ひとつの番号制度にしていればよかったと思います。
4928	地方庁	その他(社会保険事務所)	減額になるために再裁定せず、記録統合しないものについての扱い	人数をかけて直接お客様に訪問や問い合わせる。	早急かつ慎重に対応すべき問題との認識で、社会職員として勤める前に報道にて知っていました	別人に統合しないように注意して対応しようとした。 手帳番号など本人でなかった場合、その人ではないなどの情報が入力できれば今後二度手間などがなくなるかと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4929	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	東京においては過去記録の調査や整備などセンター対応になりきれていない。集中センターにて一括管理・対応したほうが効率的ではないかと思われる。	記録問題については一般報道がされた時期に認識した。基礎年金番号導入時に記録統合を行ったがこれほどの件数が未統合等であったとは思っていなかった。「一件も残らず統合を」と話がされたがこの時点では時間的に不可能だと認識していた。	今までの所属配置において年金給付・国民年金関係にあまりたずさわっていなかったため現状有する知識で対応可能な電話センター当番などを積極的におこなった。 問題解決にむけてねんきん特別便などの対策が取られたが現行の組織・人員では限界があり拙速な対応でなかったかと思う。本来の記録問題以外の制度不振・組織バッシングなど不要な時間をかなり取られた。公表時点でこれからの対応を明確にしきちんと順序だてて対応すべきで
4930	地方庁	その他(社会保険事務局)		過去のデータを整理した上で確実なデータベースを作成すること。	基礎年金番号が導入され、徐々に記録を統合していけば良いと思っていました。年金を受けている方は、請求時に確認済みのはずで、基本的に記録に問題は無いはずだと思っていました。記録問題については、マスコミが報道し始めてから認識し、受給者の記録の不備の多さに驚きました。	政治的要因があったと思いますが、特別便の発送日程など、短期間で処理しようとしすぎたと思います。確かに受給者は急ぐべきだと思いましたが、現役世代はもう少し待っても良かったのではないかと思います。日々窓口の対応に追われ郵送分が後回しになってしまい、それがお客様の不満になる悪循環だったと思います。また、先にも触れましたが、過去のデータが不備だらけのため調査に時間がかかったり、記録が見つからない要因になったと思います。共済についても、特別便に載せるべきではなかったと思います。自分たちで調査できないことまで抱え、余分な時間を費やすことになったと思います。
4931	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	年金事務所では、処理が困難な状況が想定されます。全国分を1箇所で集中して処理をすべきではないでしょうか。	カセット記録が存在するなか、申請することで年金裁定がされる。という事務処理の流れで「職歴の記載・確認」を請求者にお願いし、調査のうえ裁定することはやむを得なかったことと思いま	記録問題については、充分な検証と計画・体制を確立したうえで特別便をお知らせすればお客様の負担がすくなくなった。
4932	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	着実に粛々と仕事を正確に進めていくことが結局近道になると思います。	原因は先輩方の仕事のずさんさと、本庁と地方事務局との連携の悪さ、本省年金局との連携の悪さが最大の要因と認識しておりました。 問題が存在することを知ったのは新聞報道等の各種マスコミによる報道により知りました。寝耳に水であったと認識しております。	私自体はもともとより正確にをモットーに働いてはいましたが、過去分の記録の早期の問題解決を目指し事先してサービス残業や電話コールセンターへの出向を経験しましたが、その結果体調を壊し、先日まで休職する結果となってしまいました。 反省点は記録をせく認識していた先輩職員の公務意識の低さが原因だと思います。個人的には当時の担当者から退職金の返還等のなんらかの罰則を設けるべきと思います。
4933	地方庁	その他(社会保険事務所)	①年金記録照会票のなかに、 東京(庁)で調査されるものと思われ、「地方の事務所に相談したが・・・」といった内容で手紙が添えられていることがある ②電話で調査内容について確認したときに、「何度も同じ連絡をいただいている」といったことをお話いただいたことがある 同一氏名、同一生年月日で手番が残っているので、社会保険庁からの働きかけと事務所からの働きかけが重複しているようである ③他の事務所で、どのような対応(回答方法等)をしているのかがわからない(統一したやり方で実施されているのか)	年金記録問題に関して、 本庁と地方事務所との連携体制が必要と思われる	①古い記録のなかで、簡単な事務処理ミスが多いように思われた (氏名変換ミス、転記ミス等) ②個々人の責任である部分まで、行政に責任を負わされている部分があるように思った 特別便で、年金加入記録の調査にあたっているときに、上記のことが気にかかった	①ミスは起きるものなので、その後、どのように対応できたか、が大事であると考え、記録の整理にあたった ②特に対応していない。 年金記録について、個々人の意識を高めていく取り組みが必要と思っている
4934	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			多くの方が年金に関心を持っていただけたいい機会。 社保庁の記録管理については問題があることは間違いはないが、半世紀前にはコンピューター管理できるわけも無く紙管理しかなかったけれど、きちんと整理する時期がもっと早くにあるべきであったと感じていた。 年金相談を担当した昭和の終わりに、相談者の年金記録が手番がないため不明である相談が多く、はんこ1つで年金が受給できるよう記録整備の重要性を痛感した。	当時は、年金請求にこられた時点しか、年金加入記録を確認していないため、請求と同時に期間照会の説明しかできていなかった。WMには未統合の記録が多くあったため、期間照会で対応してきた。 当時は、年金記録は番号を被保険者に通知して、番号での管理。あくまで番号の管理を被保険者に義務付けていたことが問題。年金請求時に職歴と年金記録をチェックするやり方では、記憶があいまいで欠落が多くでる可能性が高い。 未納者対策で多くの予算を使っていたが、納付済み者へのサービス(納付済み期間のお知らせ
4935	地方庁	その他(社会保険事務所)		旧台帳、保存記録等をオンラインできちんと確認できるようにするべき。	届出主義から考えて手番が残ることは問題だとは思っていなかったが、オンラインに載っていない記録があることは、照会等の手間や対応職員のレベルによりきちんとした対応(お申し出があったにもかかわらず見つけられない)が出来ないことはいけないと思っていた。 入庁半年ほどで記録照会を行ったときに、WMに載っていない記録が出てきて問題を知った。	窓口段階で十分な聞き取りと調査が第一だと思う。 とにかく早急に、すべての記録をオンラインに載せるべき。 手続窓口が複数ある時点で問題だと思う、市町村では1人で多くの業務中の1つとして行っていたりする。 聞違ったやり方や指導があってもなんら不思議はない。
4936	地方庁	社会保険事務所課長級以上	年金記録に関して、オープン(カセットが開かれていない)されていない記録が、多くあります。ある被保険者名簿では、ほとんどカセットに状態になっております。	まず、すべてのカセットを開くべきだと考えます。年金期間照会に対し早期回答が可能となります。	被保険者名簿とWMとの記録相違は、以前からありましたが、入力間違い程度の認識でいました。国民年金等の消えた記録等については、今回の問題が表面化して知りました。 以前から厚生年金記録の照会等はありましたが、これほど大きな問題になるとは思っていませんでした。	ねんきん特別便等で回答をいただいたお客様に対して、早期にご回答を行うう職員全員で対応しました。 (7)で申しましたが、記録の整備(カセットオープン)等を行ってから対処した方がよかったと思います。
4937	地方庁	その他(社会保険事務所)			事務所に勤務しはじめて数年たったころにどなたの記録かわからないものがあるときいたことがありましたが、自分で経験したことではないためよくわかりませんでした	その頃私はwmや記録に接することはなかったのですが、誰のものかわからない記録があるということや本人確認ができていない記録があるということ自体にもっと深く関心をもち別の立場からでも問題提起をすることができたのではないかと思います。
4938	地方庁	その他(社会保険事務所)		経験者を使い(退職・懲戒処分者を含む)処理を進めること。	社会保険全体だけの話ではない。記録をきちんと管理するのであれば、住基ネットや雇用保険などのデータとリンクさせなければならないし、しなければ今後もこういった問題はまた再発する。 入ってすぐに。	個人でどうこうできる話ではない。 そもそも、オンライン化の時点でなぜこれだけの不備が出たのか。またその後色々と問題があったにもかかわらず、更に現場からの指摘や要望があったにもかかわらず、オンライン化後も訂正することもなくズルズルと来たのはなぜか?というのが十分説明されていない。 名簿や書類の保管についても、そもそも保管場所自体を確保しようという意思が見られない。 庁で保管していたマイクロ等がなぜあれだけ杜撰な管理をされていたのか? 機関委任事務廃止のとき、なぜ、自治体が持っていた国民年金関係の貴重なデータを、国で引き継ごうとしなかったのか? そもそも機関委任事務を廃止し、国民年金事務を国へ引き上げたこと自体が間違いだった。
4939	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	1年2年ではなく、時間をかけて解決していくべきと思います。	報道されるまで知らなかった。	年金制度の広報不足。市町村との情報連携不足。 年金番号(手番)払い出しの控えがあればこのような事態にはならなかったのではないか。 社会保険庁の情報が不完全、本人も記憶がないという状態では、完璧な解決は難しい。
4940	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に存じ上げません	様々なケースが有るので、記録に不備がある方のお話しを良く伺って対応する事が、一番の解決法になると思います。	マスコミ等で話題になってから認識いたしました。納付に応じた正しい年金を受給できなくなるので、大変大きな問題であると思いました。	記録の確認にお出でいただいた方のお話を良く伺って、正しい記録をお探しするよう努力しております。記録問題の一番の原因は「年金の重要性」に対する職員の意識が希薄であった事だと
4941	地方庁	その他(社会保険事務所)				
4942	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			基礎年金番号施工以前の記録が手帳何冊分にも及び、その記録の統合に苦労する我々と、被保険者は当然記録は管理されているだろうと思う、認識の違いが生んだ問題で、その実態(事務処理)を知らない世間の人々が騒ぎ立てたことが年金に対する不信感が発生したことの結果だと認識しています。 この問題を知ったのは、過去5~6年前に国民年金担当の際、マスコミが騒ぎ出したころに被保険者から、年金の将来の受給は大丈夫なのかと、聞かれたときに知りました。	被保険者からの問題には、国が実施している事業なので問題はございませんと回答し、対応しましたが、しかしその問題が、未整録5万件と知ったときに私自身も問題を認識して、被保険者にわ、必死で基礎年金番号が施工される以前の番号が整理されていない事を説明して理解を得るため対応した。 20歳以上の方の年金番号は未記入の際事業所に確認して、再交付届けを添付するなりしてできる限り払い出しは1冊にしておくべきだったのと、被保険者の認識に年金手帳がいかに大切なも
4943	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録が判明しても年金額が下がることがある。また、特に旧法の場合、元の受給者原簿の年金記録が間違っている場合がある。	年金記録が下がる場合については、広く周知広報していくしかないと思います。受給者原簿の年金記録については、被保険者記録等と突合し、国民に周知していく必要がある。その場合、年金記録が見つからなくても下がる場合があるため、減額する場合について検討する必要があると思います。	年金記録問題は、基礎年金番号ができる前の記録が多いため、60歳で年金受給の手続きをする際に記録確認が確実にできていれば、宙に浮いた年金は5千万件もならなかったと思う。この問題を知りえたのは新聞紙上等で問題になったときですが(、6)で記入した部分は、年金給付で再裁定の遡及業務をするようになったときに知りました。	ひとりひとり、丁寧に過去に年金記録がもれていないかを確認していきました。またこの問題については、昔は機械で管理していなかった部分もあり、、また基礎年金番号ができて、記録が統一されたのが平成9年と遅かったため、もっと早く基礎年金番号を導入すべきではなかったかと思う。
4944	地方庁	その他(社会保険事務所)				
4945	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	引き続き、問題解決できるように一人一人が取り組んでいく必要がある	ねんきん特別便が送付された頃	一人でも多く宙に浮いた記録を判明できるように努めた。
4946	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間で公表されている問題以外には存じない。	これまでのずさんであった管理方法が、年金記録の漏れ等を発生させたことから、オンラインシステムの早急な改善が必要。 「いつ、誰が、何を、どのようなことで相談があったのか」や年金記録の期間照会者の進捗状況、免除の受付・処理状況・却下となった理由等については、すべて受付表や申し出書、申請書の原本を確認しなければわからない状況であることを改善する必要がある。 文書廃棄規定があるので、分かりませんとの対応は、今後通じずない。管理方法の改善を図らなければ、今後も同様の問題が発生することとなるだろう。 また年金記録の問題解決には、救済方法をこれまで以上に緩和し一定の事実確認ができた場合は、納付を認める形をとらなければ、いつまでも問題解決につながらない。	なぜ、これまで年金記録の漏れについての解決に取り組まなかったのか。 基礎年金番号を導入した平成9年の時点より、国民に公表し呼びかけを行い、国家の重大問題として解決に取り組まなかったことに憤りを感じる。 年金問題の存在を知ったのは、2~3年前のマスコミ報道であり、そのような膨大な年金記録の漏れがあるとは知らなかった。	まず、年金記録のずさんな管理によりご迷惑をかけていることを心より謝罪し、お客さまの不信や不安を少しでも解消できるよう最大限、解決に取り組むことを意識した。 問題の反省点としては、 ①市町村と社会保険庁の二重行政が、問題発生の元凶であり、また個人に年金についての知識不足。 ②管理ができなくなるほど、次から次へと年金番号を払い出ししたこと。 ③制度の複雑さ~法改正が多く取り扱いが難しい。 ④年金記録の管理方法
4947	地方庁	その他(社会保険事務所)	しりません	今まで通り、正確、迅速にいたします	問題報道されてから	あらゆる可能性を、考盛して検索などをおこないしらべてゆく。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4948	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		氏名等、不明な記録がこれほど膨大に存在していること知りませんでしたので知ったのは新聞、テレビ等で報道されてから。	制度発足初期の紙台帳の管理、また、機械化への不完全な移行。
4949	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にわかりません。	職員が一丸となって、記録の解明に取り組むべき。	大変残念な問題だと思いました。存在を知ったのは、報道されてからです。	お客様の立場にたって、年金の支給もれがないよう取り組みました。 反省点としては、基礎年金番号導入時にもっとPRをし、きちんとした事務処理をしていれば、よかったと思います。また、オンライン導入時にも同様のことが言えると思います。
4950	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	業務に対する説明や引継ぎが上手くできていないために、付番時に名前の入力ミスなどが起こるのではないかと思われます。 簡単なことですが、初めて働く方にはそんなこともわからないと思います。 なので、入力後の決済等はもっとしっかりみて、指導すべきと思います。	統合されていない手番があるのは、FAXで照会がきていたので知っていましたが、これほど大きな問題であると知ったのはメディア等で取り上げられてからです。 特に報酬の改ざん等は全く信じられず、働いている上ではあり得ないことと思われました。	本人記録と疑わしい記録が判明した場合は、確認をとり、手番の統合に努めた。
4951	地方庁	その他(社会保険事務所)				
4952	地方庁	その他(社会保険事務所)	オンラインで氏名索引をしても出てこない記録(カセット未開封)のものがまだ存在する。旧台帳から確認していくのでは、調査に時間もかかりすぎる。	全ての記録をオンラインで確認できるようにする。(カセット開封を全て行う) 氏名索引することにより、全ての記録が確認できるようになれば、調査にかかる時間も大幅に削減できると思う。	かけていた記録がごっそり抜けているかたもおり、多大なご迷惑をかけている。記録統合後、調整後の年金を受取る前にご亡くなってしまわれた方もいた。大変申し訳なく思います。 オンラインで確認できない記録がこれほどあったことは、この問題が発生するまで知りませんでした。	申立の記録の調査を最優勢課題として取組みました。 旧台帳がオンラインで確認できないものがまだ多数ある。オンライン化したときに全ての記録を確認できるようになぜしなかったこと。基礎年金番号のときも同様である。現場とすれば年金請求時に確認していたが、オンラインで索引できない記録があったのでは、このような問題が起きるのは当然だと思います。
4953	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	年金記録の一つ一つを丹念に突合せ、対象となる方々にこちらから積極的に確認させていただくことがまず第一と考えております。	報道などで年金記録問題について初めて知りました。年金記録がずさんに管理されていたことに、現職の身ではありますが怒りを感じました。なんとしても解決されなければならない重要な問題と捉えております。	年金相談の時は、本人の記録に結びつくと思われる記録を見つけ出し、相談者の方に確認していただきました。一つの記録でもご本人のものであればとの思いでした。機械に登録されていないものについては、相談者に具体的な職種、会社名等を聞きだし、記録の調査にあたりました。 この年金記録問題については、過去の管理の仕方に問題があったといわざるを得ません。誠心誠意を持って問題の解決に今後も取り組ませていただきたいと考えております。
4954	地方庁	その他(社会保険事務所)	基礎年金番号導入後の採用であり、他に問題となる事案は認識なし。	本人記録の可能性の高い手番判明者に対しては、積極的に電話・訪問等、接触の機会を図る。	基礎番導入に際し、周知不足のためか、手番統合の反応は鈍く、行政側からの呼びかけの術も無く、被保険者からの手続き・相談時に統合処理を進めるしかなかった。	各種手続きで、年金手帳から手番確認取れるものは、統合処理を進めてはいたが、ここまで未統合の手番が存在していたとは、認識していなかった。 裁定請求時には、正常化するとの、行政側の甘い判断でここまでの問題に発展してしまった。 基番導入後、継続しての手番統合にたいする広報をすべきであった。
4955	地方庁	その他(社会保険事務所)	新聞報道など以外での年金記録問題は正直わかりません。	地道に本人確認行為を行い続けること、年金定期便を2年に一度郵送を続けることしかないと思います。	平成4年のとき、年金給付課に在籍をしたとき、厚生年金番号の統合、国民年金番号との突合をしてたとき、かなりの重複番号があること、国民年金との記録重複が多く見られました。当時の保険課長から現在のシステムではそれぞれの記録を確認した上での対処しかできないとの話をおぼえています。	平成9年以降の基礎年金番号導入により、かなりの混乱が現場ではありました。個人ではなく、県としてどうすべきか検討していた結果、次の対策を行ってきました。市町村において加入・喪失時などにおいて市町村国民年金被保険者台帳に記載がある厚生年金番号を知らせてもらうことのになりました。かなりの件数を統合処理を行いましたが、結果としてすべての対象者に行えなかったということが反省ではありますが、当時の国民年金担当者が少なく、また現在のように非常勤職員がいたわけでもないので、WM稼働中では対処できなかったのが現実です。また、基礎年金番号通知書や導入時において、大々的なPRがされていなかったことだとおもいます。国民年金や厚生年金のWM化がもっと進めばもう少し対処できたのではとは思いますが、その当時のことは知らないのでなんとももうせません。
4956	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません	とにかく、国民の納得の行くようにするために早急に年金記録の照会に対する回答をする必要がある。それには、退職者を含め記録回答の経験のある人間が、大量に必要であると考えます。 また、社会保険庁の記録を早急に整備することと、共済組合等の記録を社会保険庁に集約し現場で即対応できるようにすることも必要と考えます。	窓口相談をしていたときに、記録が整備されていないため回答ができなかったときにこれは大変なことになると感じました。また、戦時中の記録などについては、自分自身の知識のなさから、国民に十分な説明ができず申し訳ないと思っていました。	社会保険庁に対し、記録の整備をお願いしたりしましたが、何ヶ月もかかっていた記憶があります。そのために、相談においでた方には、お待ちしてもらうしかありませんでした。 反省点としては、もう少し社会保険庁に対し強く要請をし対応を早くしてもらっていたらよかったのではないかと思っています。
4957	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録問題の解決を急がなければいけない中、職員の数は減り、それ相応の知識がある方が次々と現場からいなくなっています。年金は複雑なのでそういう知識のある方が減っていっていることに問題があるのではないでしょうか。あと、記録判明で誰しもが年金額が増えるわけではないので、そのあたりもどうされるのでしょうか。	社会保険事務所に勤務して半年ほどで、記録問題の騒ぎになりわかりました。	わかる限りで判明するように努力しています。
4958	地方庁	社会保険事務所課長級以上			オンライン化するときに、紙台帳からの転記もれ転記誤りがある。 そのため、現在氏名検索をおこなっても該当者なしとなってしますので、期間調査に時間がかかっている。 また、カセットとなっており、記録内容が全く不明の記録がある。 期間調査の仕事にたずさわらなければわからないことがありますし、地方では、オンライン化されたものは、正しいものと認識しておりました。	オンラインの記録が正しいという認識はなくなりました。 まず、昔の保管されている記録を確認することからはじめています。 しかしながら、昭和17年からの記録がすべて残っているわけではありませんので、旧台帳の写しを取り寄せてみたりして2番目・3番目の事業所名を確認したりしておりますが、旧台帳の取り寄せに半年以上の時間がかかっております。旧台帳をオンライン化していただけないものでしょうか？
4959	地方庁	その他(社会保険事務所)	加給年金等の過払いが生じることがある。そのため自分の記録なのに統合しないときがある。	職員が増えない中では、期限を決めると、記録調査が雑になる可能性があるため、ある程度時間をかけてもよいと思う。今は、期限が設定されているため、記録調査の担当でないものが手伝うことがあるが戦力になっていないこともあるのではないか？見つかるはずの記録も見つからないという状況も考えられる。ある程度、昔からのやり方(事務所の慣習など)を知っている人のほうが、見つけやすいのでは？	任期付職員として入ったので、テレビで騒がれてからしか知りません。	私のような過去のやり方を知らない人間が、それも時間がない中で、記録を見つけようとしても、実際に戦力となっていないと思いました。(7)にも書きましたが、見つかるものも見つからない状況になっているのではないか。回答を楽しみに待っているお客様に対して大変申し訳ないという気持ちがあります。
4960	地方庁	その他(社会保険事務所)			厚生年金については、平成10年ごろ資格照会の係りのとき、紙の名簿とWM上の氏名と生年月日がずれて登録されていることから、このようなケースは何件かあるくらいにしか認識していなかった。	課内職員、上司に相談。名簿で記録があったので、本人記録と判断できたが、名簿がないばあいどのようになってしまうかまで話すまでにはいたらなかった。
4961	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	個人の確認努力も期待するが昔の記録を思い出すのは容易ではないので、社会保険庁から手番該当候補者にアプローチしていく方法が完全解決に対する最も有効な手段だと考える。	採用時に地方事務所年金給付課に配属されたため手番未統合問題はその頃から知っていた。 標準報酬問題は今まで知らなかった。 手番未統合問題については基礎番設定以前は人によって複数の手番を持っているのは珍しくなく、今後それぞれが機会を見つけ最終的に年金請求までに記録を整備していくことになるだろうと思っていた。	年金給付課や国民年金課にいた頃、お客様の受給要件を確認した際や制度への説明時に機会を見つけ手番照会を行なうようにしていた。 手番問題の一番の反省点は基礎番設定時の対応の甘さだと思う。その当時に広報などに力を入れて対応していればこのような問題は起こらなかっただろう。 標準報酬問題についての反省点は、徴収課を担当したことがないのではっきりとは言えないが、厳しい目標設定をしたことだと思う。
4962	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	専任職員の定員増資格照会の経験者の集中配置	早急に解決する必要のある問題基礎年金番号導入時から懸念していた。	本来の業務をいったん止めて記録問題にとりくみました。基礎年金番号導入時の統合の処理をきちんとやり切るべきであった。
4963	地方庁	その他(社会保険事務所)			人の生活に大きく影響し、そして必要不可欠な年金ですので、重大な問題だと認識しておりました。私が採用いただいた時にはすでにマスコミ等で大きくとりあげられておりました。	自分の仕事が人の生活に大きく影響を与えてしまうということを認識し、ひとつひとつ、お一人お一人の疑問や不安に対して丁寧に対応させていただこうとしました。問題が世間で認識されるずっと前から、問題が積もり積もっていったと思いますので、その問題に気付き、もっと早くから対応していくことが必要だったのではと思います。また、年金記録というものが重大なものだという意識が欠けていた面もあるのではと思います。
4964	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません	一件ずつ名簿と突合するしかないと思います	採用になった昭和57年に、資格記録に記録がはいっていなくても、受給者原簿の記録はあっていいるからいいのだと、業務センターが資格記録の整備をしなかったときに、おかしいと思った。	できるかぎり記録整備に携わって整備を行なった。 常に業務センターの対応が遅く、最後には必ず地方で処理しろと付けを回してきたこと、先を見て計画すべき。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4965	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特別な問題はありません。		地方庁では、私が勤務してから以降、オンライン化による国民年金の基本項目の切り替え、健康保険厚生年金のオンラインへの切り替え作業、昭和61年4月の新年金制度への法律改正と矢継ぎ早に本庁から指示される業務を満足な準備期間も無いままこなしてきました。その後も、相次ぐ法律改正が繰り返されましたが、年金記録の整備やシステムの刷新は後回しにされています。年金記録問題(消えた年金)は社会保険庁全体の責任により発生したと考えていますが、地方庁では問題意識を持っていても、本庁が末端の地方で起こっていたさまざまな事象について把握し検討を行い、対応策を講じなければ解決できないと思っています。戦前の記録などデーターそのものが残っていないなどという事例は、現場で相談を対応していればすぐにでも問題と	地方庁では、個々の事例を1件ずつ処理するしかありません。あえて反省点とするなら、現在の立場では可能かもしれませんが、たとえどんなにその時点の業務が大変繁忙な時期にあっても、また、その立場が一般職員であっても、問題点を集約整理し、職制や組合を通じ業務の改善提案を行い、現状を理解しない上司がいても、処分や差別を恐れず問題点を指摘すべきだったと思います。また、年金機構の幹部職員には現場を知り全職員で改善に取り組める環境を職員に保障すべきと思います。
4966	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません。	給与・賞与返納。	平成18年、年金記録問題が大きく取り沙汰されてから知りました。 それまでは、宙に浮いた年金記録(未統合記録)は、年金裁定時に統合すればいいと判断していました。消えた年金記録など無いと考えていました。問題として認識していませんでした。 現在、年金記録を調査していくうちに、私が数年間してきたことが何の意義もないことを知り、恥ずかしくて死にたい思いです。	私が社会保険庁に留まっても何もできないと思い、全国健康保険協会へ応募しましたが、採用されませんでした。 日本年金機構に移行し、公務員でなくなれば、解雇されても仕方ないと思います。 社会保険庁職員に公務ができる人材がいないことが反省点だと思います。
4967	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	記録問題・年金給付専門の人員増加。	社会保険の信頼を無くす問題。 平成19年6月頃。	誠実に対応。 処理の遅さ。人員不足。
4968	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録に係るフォローアップにより、訪問をさせていただいている中で、高齢者の多くが、耳が遠く、また、寝たきりの状態となられております。 また、その多くが、施設等に入所されておられ、ご高齢のため話しが出来ない状態となられております。 非常に申し訳ない気持ちで、対応させていただいております。 被保険者の方が、複数の番号をお持ちである事は基礎年金番号が出来た以前より承知しておりましたが、年金を請求する時点で整理されりものと、思っておりました。 しかしながら、現実は多くの方が年金の記録漏れにより、本来の年金額より 少ない金額を受給されておられます。 非常に重大な事とと認識しております。	ご高齢であるために、早急に訪問等実施し記録漏れの回復に努めております。 大きな反省点は、年金請求時点における、記録の審査の徹底がされて居れば多くの方が救われえたものと思います。 また、システム(記録の管理)整備が遅れたことが誠員と思います。
4969	地方庁	その他(社会保険事務所)				
4970	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		これまで年金記録審査第三者委員会が実施してきたとおり、証拠書等の確認による記録の回復、訂正が良いと思う。 何の証拠もなく、本人の申し出のみを信用したり、短期間・単発だから納付とする。というのはいかがか？	地方事務官制度による弊害と認識している。 問題の存在は、新聞記事等により一般の方と同様にしり、強い憤りを感じた。	自身の記録確認のために来訪していただいた方には、年金制度に対する信用の回復に努め、期間調査依頼の方にはその方の立場に立って対応をし、期間調査を親身になって実施していることをご理解いただくよう努めた。 反省点は、地方からの納付記録等のデータを社会保険庁においてしっかり管理・データ入力していなかったこと。また、地方においてそれを確認するすべがなかったこと。が挙げられると思う。
4971	地方庁	その他(社会保険事務局)				
4972	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	定期便の回答をしっかりと調査をする。旧台帳記録をすべてオンライン収録をして事務所ですぐに回答できるようにする。	社保庁のデータ管理が悪かったのが一番の原因だが、被保険者の年金加入に対する意識も足りないように感じていた。(年金手帳を複数持っていたり、勤務していれば必ず厚生年金加入と思っていたりしていた)	広報活動をしっかりやり、被保険者の年金に対する意識と知識を高めていけばよいと思う。できるのなら、年金制度が複雑すぎるので、もっとわかりやすく単純な制度にする。
4973	地方庁	社会保険事務所課長級以上	各都道府県により、記録保存の状況が相異しており全ての記録判明には難しい状況にあると思われる。	今後、この年金記録照会・管理においては、一括業中した場所において事務処理を進めていかないと早急な解決にはならないと思われる。	この年金記録に関しましては、被保険者の方がご加入なされてきた証のもので、統合されていない記録については早急に事務処理していく必要があると思う。 また、このことで本来受給なされていないといけなかった受給者には、高齢の方もおられ早急な処理が必要と感じている。 年金記録に関して、問題意識を持った訳ではないが、事務処理を行っていく上で記録を統合したり、生年月日を訂正するなどの事務処理していく中で感じるようになった。 いつごろと言われては詳しく分からないが、やはり基礎年金番号の設置以降は強く感じるようになった。	お客様のご質問に対しまして鮮明に回答するよう努めてきたと思う。 しかしながら、中にはお客様のご期待に添えるような回答にならなかった際は、申し訳ない気持ちであった。 多種の年金制度間の相異が基本的に問題と思われる。 不鮮明な記録登録・記録管理が問題と思われる。
4974	地方庁	その他(社会保険事務所)		解決するためには時間が必要。ただ、悠長に処理をしていれば当然国民の信頼をさらに損なうことになると思います。とにかく人を投入することに限ると思います。紙台帳の電子化が進んでも、チェックするのは人間であることには変わりがないと思います。 また、調査をしている人間が他の仕事の傍ら行う問題では無いと思います。専任・専門で取り組む部署を設け、調査が収束に向かっても部署を縮小してでも継続して行く必要があるかと思いま	年金問題が発生した当所は0800検索もあまり機能していない状況でした。困難な問題だと思いました。	問題発生時には、当然対応できるツールも少なかったため、調査未了なところもあったと思います。 できれば、継続的に調査していく必要があるかと思います。また、今後同様の問題を発生しないような状況を作り出すことも求められると思います。
4975	地方庁	社会保険事務所課長級以上	わかりません。	WMの稼動時間の延長の継続。	消えた年金ではなく、基礎年金番号に未統合の手帳番号の件でマスコミが騒いでいるとの認識でした。存在を知ったのはマスコミで報道された平成18年6月ころ。	年金記録問題は社会問題にも発展し、事の重大さを痛感。 周りの職員に助けてもらいながら、窓口等で記録関係の対応を行う。 諸々とこの問題に対して解決するしかない。
4976	地方庁	その他(社会保険事務所)				
4977	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	ひとつひとつ確実に年金記録の不備を訂正していく。	年金記録問題が公になった時期。オンライン化に移行した際に全ての記録が移行されていないので100パーセントの解決に至るとは考えにくい。	ひとつひとつの年金記録を確実に整備していく。法整備も含めた検討が必要。
4978	地方庁	その他(社会保険事務局)			社会保険庁における最重要な解決すべき問題。 マスコミ報道されてから。	ねんきん特別便における事務所支援 もっと早くに、この問題について明らかにし、対応するべきだったのではないでしょうか。
4979	地方庁	その他(社会保険事務所)	特記事項無し	特記事項無し	私は平成3年に採用され、当時すでにオンラインシステムが完了していた。まさかマスコミが言うところの「宙に浮いた年金」、しかも昭和20年代から40年代にかけての過去記録が整備されていないなどということは全く知らず、年金記録問題が存在することを知ったのは5年くらい前のことである。自分が採用される前のことであるため、お客様から経過の説明を求められても、納得いただける回答をすることはできるはずがない。認識といわれても、オンラインシステム構築時に在職していなかった者としては、当時の職員の怠慢であるとしか答えられない。	先輩の尻拭いの業務であるものの、お客様に対し懇切かつ丁寧にお答えしようと努力してきた。 反省すべき点は自分にはない。社会保険庁は三流官庁であることがよくわかった。所詮は外局の役所であり、キャリア職員を排除するなど他官庁では考えられないことを行なってきたらしいが、能力のない職員を幹部に登用したりしてきた組織は戦後初の官庁の解体・民営化という事態に陥るのも仕方がない。 自浄能力のない社会保険庁が年金機構という公法人になっても年金問題の解決は困難を極める・・・というより無理であろう。
4980	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	人員、予算も含め集中的な対応が必要。	基礎年金番号導入より積み残してきた、その当時より国民意識を高揚できてこなかった社会保険庁から事務所も含め、業務組織としての問題。	来訪、電話を掛けて来られる方々にに対して真摯に対応すること。もっとスピーディーに民間人員も含め総力的な対応ができなかった点。
4981	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録に熟知している人間を大量につぎ込み、スピーディーに解決する。	あってはならないことだと思う。	まず、問合せには丁寧に対応しようと思った。
4982	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	基礎年金番号がスタートした当時、年金給付を担当していましたが、当時から(今もそうですが)、オンラインシステムに番号のみの収録しかないものが存在していました。ご本人様に記憶や記録があれば、管轄社保へ照会して確認していましたが、記憶や記録が無かった場合は、氏名索引で他に漏れが無いか確認しても出てこないのではと思っていました。 また、基礎年金番号通知書がお客様へ届いたときの、事務所へのお客様からの照会の状況から、書面のやり取りで果たして統合まで持っていけるのか不安がありました。	前述の認識から、現場でできる対応として、年金請求時の職歴確認を気をつけて行ってきましたが、結果的にこのような問題が生じたことから考えると、職歴確認だけでは不十分だったと思います。 また、一連の問題に対する報道などから、オンラインに収録されていない台帳の存在をはじめて知りました。 そのようなものが存在していることすら知りませんでしたから、そういう点で、被保険者記録が社保庁全体でどのように管理されている(いた)のか、という情報の共有も不足していたと思います。 それから現在は、旧台帳の検索システムが構築され、全国から検索可能となりましたが、まれに
4983	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録問題については、あまりにも世間に処理状況が正しく伝えられていないために混乱を招いている。 特別便の処理が完了しないまま定期便の発送をしているために、被保険者は特別便で指摘した不備について定期便でも同じ内容の回答を提出してそれぞれ社会保険から回答表を受けるなど、無駄な作業が行われている。	お客様に対するサービスは確かに必要だが、現在求められていることはあくまでも記録問題の解決であり、そのためには定期便は一時見合わせる等の思い切った判断が必要であると考える。 特別便について国民の皆様から納得をいただけた後に発行される定期便ならばお客様にも安心して受け取っていただけるのではないか	記録問題という認識というよりは、疑問として平成元年に採用になってすぐに違和感を覚えました。 紙台帳からWMへの記録移行が不十分なまま業務が進められて、当時疑問を上司に伺うも膨大なデーターだからすこしづつ移行していくんだという説明を受けていた。 その後大きな進展もないまま基礎年金番号制度が行われ、ますます混乱をしました。	当時のオンラインシステムでは、対応しようにもできず、日々の業務をこなすことだけで手一杯の状態でした。 反省点としては十分な対応ができず、結果窓口などで被保険者の方々のご要望にこたえられなく申し訳なかったと思います。 これからの対応は昔と違いさまざまな方法にて調査が可能なため、十分な対応を心がけていきたいと考えます。
4984	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	地道に1件1件こなしていくしかない。そのためには、調査専門要員を増やすべきだ。あせって行っても2度手間になる。	新聞報道等されるようになってから。	不明瞭・不確かな記録はなくす努力をしようとおもいました。 今までの書類等の保管が、1箇所でなく庁・事務所等バラバラにあること。 係累等がないこと。
4985	地方庁	その他(社会保険事務所)			国民年金課に在籍している時(トータル4年間)に納付記録のモレを2～3件対応したことがあります。 コンピューターへの記録移行時のかなりまれな事故だと認識していました。	年配の職員からは、お客様から納付について質問があった場合は、コンピューターの記録だけで答えずにマイクロフィルムを確認するよう指導されていましたので、できるだけマイクロで確認するようしていました。
4986	地方庁	その他(社会保険事務所)				
4987	地方庁	その他(社会保険事務所)	ない			
4988	地方庁	その他(社会保険事務所)			解決までに多くの時間と人員がかかる問題。 年金記録問題を知ったのは、新聞やテレビ等で報道されるようになってからです。	1件1件丁寧に対応しようと考えた。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4989	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	知りません。	不明な記録の確認作業を、確実に行なっていく。	業務に対する意識が低かったために起こった問題であった。 平成18年夏頃。	確認作業の実施を徹底し、お客さまの不明な記録を確実に回復するよう対応しようとした。 年金記録問題に限らず、業務全般に対する考え方を変えていかなくてはならない。
4990	地方庁	社会保険事務所課長級以上	マスコミでは「消えた年金・・・」と言われているが、実際、事務処理をしているものから見れば、「基礎年金番号に統合されていない年金番号である」 これは、基本的には本人の届出を基本にしているものである。 国民年金の免除問題は本人の書面での申請がなくても、電話等で行ったのが間違いであったが、これは上司の命令によるものである。 法令順守に違反したとして多くの職員が処分されたが、その法令の解釈で上司と判断が異なったとき、業務命令として上司の指揮監督に従わなければならない。 標準報酬の改ざんについては、中小零細企業は役員の報酬が帳簿上と実態が異なっていることがある。 世間体と実態の違いで、むしろ何年かたってから、世間体の報酬を実態に合わしたケースが少なくない。	社会保険は社会福祉の一部であるが、保険方式として義務と権利が表裏一体である。 そのため、自主的な届出主義を重んじていて、強制力を伴わない規則が多い。 現在このような善意主義が批判されているのであるから、 規則を強制力を伴うものに変え、市町村や事業所、個人に対する調査を強化し、各種届出については職権で行うべきである。	年金番号がバラバラであっても、その番号を忘れていても、本人の職歴から判明できる。 こういったことは、年金の請求時に判ればいいことなので、特に問題はないと思っていた。 平成19年頃、マスコミで取り上げられたため、自身の認識とのギャップに悩んだ。	今まで、法令どうりに職務を行ってきた。 いきなり、不正や怠慢と言われ、現場の職員が非難されている。 そのため、現在は事務所の窓口で職歴等を詳しく聞きながら、年金番号に統合させている。 また、基礎年金番号は非常に重要なので無くさないよう注意を促している。 21年4月から始まった「年金定期便」は非常に有効と思われる。
4991	地方庁	その他(社会保険事務局)			平成17年に事務所の国民年金課に配属されて以降に窓口・電話等で、初めて認識したと記憶している。 社会保険庁(国)と被保険者(国民)双方が解決に向けて努力しないと、解決できない問題であると認識している。	被保険者記録の調査をする様勧めたり、窓口に来所する、事業主経由で届け出る等の依頼、戸別訪問などで対応した。 もっと早く、問題の存在を(広報等で)大々的に公表し、ねんきん定期便等の試みを、実施していれば、より問題の解決が容易になったのではないかと思います。 初任者研修等の研修時に、詳しく年金記録問題についての研修の実施するなど全職員が問題意識を持つ様取り組みを行っていなかったのではないでしょうか。
4992	地方庁	その他(社会保険事務所)		何十年も前の記録問題については、私には今行っていること以上には思い浮かばない。しかし今後正確なデータ管理を行うためには、国民や会社担当者への制度の周知徹底、ねんきん定期便に同封するの説明の更なる工夫、ウインドマシーンの機能の強化(画面が非常に分かりにくい。誤入力防止にエラー機能を工夫する等)などが必要ではないかと思う。	年金記録問題が勃発したとき、私は勤務して2年目であり、総務課に配属されていたので、それまで全くそのような問題の存在自体を知らなかった。	そもそも問題の存在を知らなかったので、特に対応はしていない。ねんきん特別便のお客様に丁寧な制度説明、問題の背景を説明するように努めた。過去において年金番号をすぐに新たに払い出していたこと、そもそも年金制度の周知徹底がなされていなかったこと、相手方からの申請主義(サービス精神の欠如)が大きな反省点だと考える。
4993	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上		現行の「手番の持ち主を探す」作業を進めていく。今後は、国年・厚年取得時に基礎年金番号を確実に確認し、1人1基番を徹底する。	かけてきた保険料が、年金受給に結びついていない、たいへんな問題と思っています。 記録問題としての意識を持ったのは、大々的に取り上げられてからです。	対応については、現在行っている作業を懸命にしています。 反省点は、もっと以前に、持ち主を探す作業に着手すべきだったと思います。
4994	地方庁	その他(社会保険事務局)	公表されている問題については認識していますが、その他には特に認識している問題はありません。	現在行っている記録整備作業を今後も続ける必要があると考えます。	個人の年金額に影響を及ぼす大変重要な問題だと認識していました。	担当部署では無かったので直接的に対応は行っていないが、電話相談などがあれば相談内容を伺い、迅速に担当課に引継ぎを行いました。 反省点としては、裁定請求の時に記録整備をすればいいという姿勢には問題があったと思われます。常に正しい記録を保持するという原則を忘れてはならないと考えます。
4995	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	信頼を回復できるよう真摯に記録調査、整備作業を引き続き続けていくべきだと思います。	紙台帳で一人につき複数の番号を付番していた時代から、WMデータ化、基礎年金番号化した際に生じた問題に対して、対応が不十分だったものが今の年金記録問題に結びついていると思います。 問題を認識したのは、騒がれだした前後です。	お客様に記録を確認していただけるよう年金特別便等の対応に取り組みました。 年金は長い年月、お客様の記録を管理するものですが、その間に社会情勢、政治判断は大きく変わるため、制度の改変を余儀なくされますが、その際、お客様の大事な記録を管理させていただいている点を常に頭に置いて、信頼を失うことがないよう対応していくべきだと思います。
4996	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。		制度の不備と職員のコンプライアンス意識の不足の問題。 平成18年頃	日々の業務において、法令順守を徹底する。 1、行政の不作為 2、職員のモラル不足
4997	地方庁	地方社会保険事務局 課長級以上	既に公表されている事象以外は存じません。		・年金記録問題事例の全てが行政の責任のようにマスコミ報道をしているが、たとえば未統合記録については、被保険者にも一端の責任もある。そのような中、マスコミが不安をあおる報道ではなく手帳を複数持参している者は社会保険事務所へ統合手続きに行くように等の報道がなぜされなかったのか残念である。 ・事情は種々あるにせよ「標準報酬訂正」事例が明らかになったが、この事例は許される行為ではないと思った。自身も徴収課滞納整理を担当していたがこのようなことは思いもしなかった。 ・いろいろな問題の存在を知ったのは、本庁から事案ごとに調査指示があったときである。	・問題が生じたこと、また、そのことによりお客様にご迷惑、不利益が生じたのは事実であるので社会保険マンとして恥ずべきことであり世間から非難を浴びても致しかたないとは思う。ただ社会保険マンとして、早期に問題解消、解決に取り組むべきと考えた。 事案ごとに本庁よりの指示に基づき、早期に自分が出来ることは組織人として対応してきた。併せて、組織として取り組むべきことも関係者の協力のもと取り組んできた。 ・反省点としては、社会保険業務(年金業務)がお客様の人生80年の記録を管理するシステム構築が遅れていたこと、また、過去はたとえば取得者の氏名のみでフリカナを求めていなかったこと等いろいろな点があると思う。
4998	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	当然のことですが、今取り組んでいることや日々の業務にしっかり対応していくことではないかと思います。 また、問題という点で異なるかもしれませんが、年金制度が複雑というのもあるかと思います。一般的な話と別に制度の背景や経緯等を知っていただくことも必要ではないかと思います。	年金相談窓口が連日大変混雑していましたので、事の重大さを感じておりました。 平成19年頃かと思います。	年金相談窓口担当ではありませんでしたが、接客に対してさらに緊張感を持って対応していました。 事務処理の流れ、チェック体制や書類等の管理ではないかと思います。 また、当時勤務していたから厚生年金に加入していたはずという申出も、実際には事業所自体が加入していないということがあることから、事業所の未適用も問題として挙げられると思いま
4999	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上		難しいかもしれないがOBに今一度協力要請して記録問題を解決する部署を設立する。	採用されて数年たった時にWMに名前が入ってない記録があることがわかった。 当時の上司等に話をしたことはあったがそのままで終わってしまっていた。	上司等に「本人が年金請求するときにわかるよ」といわれそのままにしていたが 当時はどこかに報告するとかというシステムが確立されていなかった。そのため今になって大問題になってしまっている。
5000	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		一人の被保険者が複数の手番を持っているため、年金記録がばらばらになっている。。 昭和54年頃。	被保険者や事業所の社会保険事務担当者に対して、期間照会により重複取り消しをするよう指導。
5001	地方庁	地方社会保険事務局 課長級以上	知りません。	短期間での対応を図るためには、日本年金機構での対応のみならず、総務省との連携により市町村への死亡状況も含めた情報提供要請と市町村職員さんへの訪問等の協力依頼。 マスコミ(特にテレビ)を活用した各対象者へ回答の呼びかけ。 戸別訪問員の活用。	重複付番者、氏名変更処理にあたり、年金裁定時での記録整理の流れ。 平成9年1月基礎年金番号導入後における統合処理体制の計画性。 5，000万件という数字を認識したのは、平成19年春頃。	重複取消届、旧制等の氏名変更届等、裁定請求時前に処理するよう窓口、電話照会時に対応した。 基礎年金番号導入時における未回答者への再送付及び氏名、生年月日、性別、住所等との名寄せが不十分で統合処理への計画性が乏しかったこと。
5002	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		被保険者が複数の年金番号を所持。20年以上前。	事業所担当者、本人に他の年金番号確認を行った。
5003	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	社会保険庁として優先順位ナンバーワンの問題と認識。平成20年3月1日任期付国家公務員として入社した以前からマスコミの情報として認知していました。	年金記録問題の解決についての仕事がしたくて入社しましたので、特別便窓口、電話対応にて相手の立場のたって親切、丁寧な対応を心がけました。 反省点としましては、組織としてもっと力を入れるべきと考えます。各課が仕事を掛け持ちするのでなく、専属の課を設置しもっと早く、正確に処理すべきと思います。また、平成20年3月には、全国的に民間から数百人が任期付職員として配属しましたが、もっと外部からの新鮮な目で問題点について意見を聞くべきだったと思いました。民間のさまざまな企業のいいところを活かす柔軟性がかけている気がします。
5004	地方庁	その他(社会保険事務所)		国民からの年金に対する不安・疑問・過去記録の調査依頼について、一件一件真摯に対応するしかないと思われる。	記録問題は誤入力等の人的誤りだと思っていた。 作為的に行ったものがあるとは認識はしていなかった。 問題が存在することを知ったのは、入所して六年目くらい(記録問題がマスコミ等でとりあげられ始めた頃)だと記憶する。	人的な誤りは内部事務の正確性の向上で対応できるが、職員の職務に対する意識の向上が何よりも必要だと思う。
5005	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	知りません		年金手帳番号を複数持つのは、個人の問題と思っていました。 いずれ、年金請求時点で、統合等すれば、解決できる問題と認識 しかし、記録問題はそれだけでなく、紙から機械化の際のこちらの不手際や、故意に報酬を操作したりとの問題であることを知り驚きあきれました。 この問題は、社会保険事務所職員でありながら、マスコミ発表と同時くらいに所内の会議等で知りました。	持ち主のいない記録を出来るだけ調査し、本人記録として統合する。 反省点は、膨大な記録管理にたいして、社会保険庁が重きを置いてなかったからでしょうか 職員が他人事と思い、仕事をしてきたからでしょうか
5006	地方庁	その他(社会保険事務所)	判りません。		本人の記憶と、当所の記録が相違している。	名簿の廃棄が問題だと思う。
5007	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金特別便の回答により抜けている記録があれば台帳により確認する。	記録があるのに名前が無いものや、生年月日が無いものがあり疑問には思っていた。存在を知ったのは、平成2年の時に期間調査業務を行っていたときに知りました。	就職してまだ1年たらずでしたので、特に対応については考えなかった。現時点では平成2年の期間調査業務のときに何らかの対応をとらなければいけないと思いました。
5008	地方庁	その他(社会保険事務局)	マスコミ等で、報道されていることしか知らない。	正しい記録に訂正することは当然だが、それに係る人、金、物、期間について、専門家を交えてもっと議論すべきだ。過去、自民党が2年以内に解決するといってみたり、民主党も同じように短期間で解決するといっているが、もっと現場を検証してもらいたい。	記録が違うことは、会社、本人、社会保険庁、社会保険事務所等のいずれかに、ミスが少なからずあるとは思っていた。 記録問題を知ったのは、3年前、現長妻大臣がTV等で具体的に発言してから、知った。	直接、対応すべき部署にいないが、事務局、事務所を挙げて、過去3年間、土、日平日と記録の補正を行っている。 過去、年金給付の業務を行ったことがなく、なぜこのようなミスがおこったかは、不明だが、昔は会社に入社する際に、女性は名前をカタカナから漢字に変えたり、生年月日を少し若くしたりして、事実と違う届けをしていたことを聞くし、会社の担当者も間違った届出をしていたり、社会保険事務所の担当者も手書きで紙台帳に記入するため、解読不明の字もあった。また、紙台帳(原票)からマイクロフィルムに替わる時に、業者に委託したが、もっと慎重に確認すればよかったのではないかと思う。いずれにせよ、昭和20年代～40年代は官民全てが年金の重要性を認識していなかったと思われる。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5009	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	なし	オンラインの端末情報以外に、台帳を見る機会の多い担当した課に配属され、台帳の存在を知り、業務とともに内容を知り始めたとき、氏名や生年月日が不明で統合されていないものなど、これでいいのか、このままでいいのか、どうしてずっと放っておくのか、疑問に感じていました。もし公になれば大きな問題になりかねないと思っていました。	組織として、あたりまえのように業務をこなすだけで、今までも何もしていないのだから、このままでいいんだと思っていました。先輩に台帳のことを、このままでいいのか聞いたことがありましたが、仕方ないといった形で、そのまま流されてしまいました。 お客様サービスという概念がうすく、本人の申し出を待つのみという体制があったこと、全国の組織なので、一個人の意見等集約しより良い方向へ進もうという職場以外の受付窓口がなかったこと、国として今までこのまま進めてきたのだから、一個人が意見を言ってもかき消されてしまう。思い込みがあったのかもしれませんが、組織そのものに問題があったと思います。
5010	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		できるだけ早くに解決しなければならない問題だと思います。 新聞報道で詳しく(そんなにもたくさんあるということを)知りました。	解決に向けての作業や協力をしています。 基礎年金番号導入時にもっと確認して収入(広報も含めて)すべきであったし、その後の記録確認の作業もペースを早めるべきだったと思います。個人的には、窓口で「他に年金手帳を持っていないか」等を来客に伝えるべきだったと思います。
5011	本庁	その他(本庁)	新聞等で報道されたことで、初めて知ったことが多く、世間一般に知られていない問題等の情報は有していません。		年金記録問題は、日本の年金制度ならびに社会保険庁の年金記録管理体制の問題と認識しました。 年金記録問題の存在を知ったのは、報道等で騒がれはじめた平成18年頃からだったと記憶しています。	当課の業務として、ねんきん特別便専用ダイヤルやねんきん定期便専用ダイヤルに入る国民の声にお応えできるよう、社会保険事務所や業務センターの処理担当部署との調整を行う等、努力しました。 社会保険庁全体として、年金記録だけではなく、様々な情報の整理ができていないことが反省点
5012	地方庁	その他(社会保険事務所)			受給者の場合は未統合のままの記録を正常化し本来の年金額を受給をしていただく。加入者の場合はこれまで意識が薄かった自分の加入歴の確認と安心して今後加入していただく。 年金記録問題については具体的には国会答弁、マスコミ報道で知りました。	事務所の職員として窓口対応、業務センターから回送されたねんきん特別便への対応等において、1件づつ納得・安心いただけるよう記録正常化に向けて努力しようと心がけました。 時間的制限・その他諸事情あるかと思うが、カセットオープン・旧台帳の記録など事前の準備後に記録対応にあたれる状況が望ましかったと思う。
5013	地方庁	その他(社会保険事務局)		現在とられている方策を着実に進めていく。	これほど多くの誤りや漏れがあるとは、思わなかった。 報道されるまで知らなかった。	懸命に事務を進めていけば、解決するだろうと考えて、対応していた。 長期間、その時々に正確な事務処理をしてこなかったことが、大きな原因だと思う。ただ、現在のようなシステムがなく、すべて手作業であったときからの積み重ねなので、どういう方法をとればよかったのか、その時代背景を詳しく知らない世代としては、難しい。
5014	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	人員の確保	コンピューター管理等の問題や、事業主や被保険者側の認識不足等の問題。 平成8年基礎年金導入作業開始の時。	年金制度に対すて理解をいただくよう窓口等での説明。 年金制度に対する広報等の周知不足。
5015	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	人員の確保(期間照会等に精通していたOB等)	記録管理上の重要な問題として認識していた。 平成9年の基礎年金番号導入の頃から、意識するようになった。	窓口相談対応時に、期間があいている時期について本人へ確認。 氏名索引し、本人の記憶と照合。 基礎年金番号通知書を交付し、別の年金手帳の番号を持っていると思われる未回答者への対応。
5016	地方庁	その他(社会保険事務所)		知識を持った人員が必要かと思います。	私たちの職場だけではなく国全体の問題であると。 問題が公になるまでは、記録の漏れ等があるとは思いませんでした。	持っている知識をフルに使い少しづつでも問題解決に努めています。
5017	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	引きつづき、被保険者や受給者に年金記録について確認をおこなっていく。 また、年金記録の照会の内容で、年金制度のしくみや変遷についての問い合わせもあることから、制度の広報をおこなっていく必要もあると思う。	主として1～2年前に出た、不正に改ざんされた年金記録の問題として認識していた。過去の記録について、登録誤りやもれがあることはあまり知らなかった。	被保険者の届出については、適正に届けるよう伝えている。 過去の記録については、登録時のチェックができていなかったことが反省するべき点だと思う。
5018	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません。	現在のやり方以外は思いつきません。	被保険者ひとりひとりが厚生年金・国民年金に対しての関心が低く、若い頃に「厚生年金に加入していたか」「年金手帳をもらっていたか」などの記憶もあいまいなため、記録調査が困難であった。 特にオンラインになる前の記録で、勤務地と違う管轄の社会保険事務所で適用になった場合、期間調査をしてもわからないことがあった。	特に対応はできない。 オンライン移行時の記録の登録をすべてするべきであったと思う。
5019	地方庁	その他(社会保険事務所)			3年位前に江角まきこさんの記録問題が会った頃知り、当時は、昔はなんでも手書き処理だったので多少の間違いはあってもしかたがないのかな位にしか 思っていませんでした。 しかし、氏名検索、免除問題など次から次へと問題が拡大し全国の 皆様の信頼をなくすほどの大きな問題に発展してしまったので、早急に改善 しなければならないと思っています。	当初は窓口担当でしたので、お客様が不安にならないように親切、丁寧、 迅速に説明し、電話応対にも同じように心がけていました。 現在も、全国の皆様の信頼を早急に回復するために補正処理等を 早急に行なっています。
5020	地方庁	その他(社会保険事務所)				
5021	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	国民の方に多くの事例を知ってもらうこと。そのうえでご自身の年金記録に関心を持ってもらうこと。	19年5月ごろこの問題を知った。いくつかの番号に分かれて記録が存在しているとき、解決していくには本人の記憶が頼りとなってしまう現状のシステムに問題を感じた。	現在適用課に配属されているため、年金記録の一本化に努め、新規で番号を出す場合には、本人・会社に職歴や旧住所の照会を行ったうえで、極力番号の重複を起こさないようにしている。
5022	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	国民全員に特別便・定期便等を送付して調査するのではなく、生年月日順に 区切って、段階ごとに調査していくべきだと思います。その中で疑わしい対象者を抽出して、調査するべきだと思います。	年金記録問題については、将来もらえる生活にかかせない年金に大きくつながり、決して宙に浮いてはいけない記録だと思いますので、一番重要な問題であると認識していました。存在を知ったのは、平成19年6月頃であると思います。	一刻も早く宙に浮いている記録を見つけて、国民の皆様に安心させてあげたいと思いまして、対応しようとしました。年金番号を複数に払い出したのが、事の大きな原因だと思います。一人一番号制という形であれば、このような事態を招かなかったと思います。
5023	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	浮いた年金記録をすべて、誰のものか確定しなければならない。	この問題が明るみに出たとき、4・5年前。 被保険者が不利益をこうむる大きな問題だと思った。	年金について加入から受給まで、すべての人に説明広報が必要だと思う。
5024	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	職員をなるべく多く配置し、減員になった部署は相談員などで対応していく。	5000万件もあると聞いて驚きましたが、年金請求時に処理するとした考え方が誤っていたと思いました。新聞報道で知りました。	オンラインになった時から番号重複が判明するごとに処理していくべきだったと考えます。
5025	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	既に実施されている、名寄せ・旧台帳との突合等を地道に継続していくしかないと思います。ただ、一朝一夕に完了できるような、根の浅い問題ではないため、とにかく国民の理解と協力を訴えることが不可欠、と思います。 政府与党・大臣の意向は尊重しつつ、現実的には：問題の完全解決に相当な時間と手間を要すること、たとえ万全の備えをしたとしても残りをゼロにすることは不可能に近いこと等、ありのままを伝え、一定の理解を得る努力が必要と痛感します。	マスコミで取り上げられるようになった当初は、基礎年番導入時程度の混乱で済むと考えていました。日を追うごとに、さまざまな問題が浮上し、再裁定の件数も莫大なものに膨れ上がり、年金制度開始から60年の総括を迫られていると、今は認識しています。問題の原因は、番号(年金記録)の管理者が本人かそれとも国か、あいまいな形のまま、国民に周知が行き渡らずにいた点にあるかと思います。	殺到する来客の対応に忙殺され、目の前の書類と人をさばくのに精一杯でした。怒りの矛先がこちらに向くのは、いたしかたないと思う反面、自身の記録について、あまりにも受身の態度の人が多いことにとまどいました。 現在は、お客様に接する機会のたび、年金記録を完全なものにするためには、ご本人の管理意識も不可欠であることを、説明の中に必ず付け加えるように心がけています。 社保職員として反省する点は、事業所にも年金記録の担い手として、届出 の責任と意味を深く認識させる手立てが、今まであまりに少なかったことです。改ざん問題でも、社保の不正処理が大きく取り上げられる一方で、事業所の役割を強調する報道は、あまりなかったような気がします。事業所の届書は、本人部分に限って、写しを交付する義務を負わせる等、何か対策をとってもよかったのでは、と思いました。現在は定期便がありますので、ほぼ解決さ
5026	地方庁	その他(社会保険事務所)	他に知っている事は何もない。	記録について熟知している方を筆頭にして行うべきだと思う。	最優先で解決しなければならない問題 マスコミに取り上げられてから	休日の年金記録照会業務に参加した 職員一人一人が責任感をもって処理すべきだったと思う
5027	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	全庁(厚労省)職員、国会議員も含め、全員で対応していく。事務所段階では窓口、一般業務もあるのでどうしても時間がかかってしまう。又、業務に精通した職員も少なくなってきており、いわゆるバンク状態である。最後は窓口の責任になってしまう。正直、全て解決するのは難しいと思います。	昔は厚生年金記録には被保険者住所記録の登録がなっていなかった。基礎年金番号が設定されたとき、統合されない記録はでてくるという感はあった。 いわゆる年金問題が大々的に報道され、名寄せ作業に携わったが、あまりにも当時の管理が杜撰でひどすぎると思った。	窓口においては、時間はかかっても、一件一件、真摯に慎重且つ迅速に、心掛けた。
5028	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。		現在の職務についたとき(入庁したとき)は、すべて記録などはオンライン化されていたので、手管理の時代の記録問題については、すぐには認識しなかった。ただ、古い台帳などを扱うこともあったので、手管理の時代には、チェックが大変だっただろうなあと思っていた。 問題を知ったのは、大きく扱われるようになってからである。	記録問題に関しては、できるだけ事実に近い形で、記録の補正を行っていくべきだと思う。 また、古い手管理時代には今よりもかなりのチェックが必要だったとおもわれるが、それがきちんとなされていなかったことが、反省するべき点だと思われる。
5029	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	妙案は思い浮かばないが、今はひとつひとつ丁寧に対応していくしかないと思う。	年金の裁定請求時に氏名検索を行い、本人の記録を確認のうえ裁定請求書を受付してきたが、どうしても本人が思い出せない記録は、統合することができなかった。また、国民年金の記録については、台帳がすべてマイクロ化されているわけではないため、住所の確認がどうしてもできず、また本人も国民年金の加入はなかったと申し立てられるとそれ以上のことはできなかった。	厚生年金の記録については、事業所名・所在地・期間等の確認、国民年金の記録については、住所地・期間等の確認を行い、できるだけ記録の統合に結びつけるように努力したが、厚生年金については、事業所記号がすべて0000－000000で登録されている場合、事業所名や所在地を確認することが困難なこと、国民年金の記録については、台帳が(マイクロ)がないため、どうしても住所の確認ができないことが反省すべき点だと思う。
5030	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号制度導入により生じた問題。 年金記録問題がマスコミに取り上げられてから、重大な問題だということを認識した。	記録が判明したものについては、可能な限り速やかに基礎年金番号に記録を統合した。 基礎年金番号制度を導入したときに、もっと広報に力を入れて記録の統合を呼びかけるべきだったと思う。
5031	地方庁	その他(社会保険事務所)		・人員増 ・広報(どうしても判明されないものも残ることを知ってもらう) ・新たに発生させないための制度の見直し。	・採用時、統合されない手番がたくさん残っているので、みんながきちんと手続きをしておかなければならないと思った。採用前であるが、平成9年に基礎年金番号通知書が届いたとき、みんなちゃんと手続きするのかな？と思った。	・採用時から手番統合のため、厚生年金資格取得届処理時には氏名索引をし、本人と思われる手番が合った場合には電話照会を行っていた。 ・広報が足りないせいもあったと思うが、被保険者一人ひとりの年金番号の大切さの認識が欠けていたと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5032	地方庁	その他(社会保険事務局)	今すぐには思い当たりません。		年金給付裁定時、届書コード058、090により氏名検索をした上で、年金記録の漏れがないかなど、給付担当課にいた当時(15年ほど前)からも行なっていた。WM上に疑わしい記録がでてくれば、電話等で本人へ連絡などはしていたが、ただ、年金請求そのものが金融機関まかせであったり、市町窓口での受付であったり、社会保険事務所の窓口による本人への直接聞き取りなどが無いまま書類だけが流れていく状況が多かった。本人の情報があまりにも不足していたと思う。年金裁定時の確認する機会も無かった。庁に保管されWMに載せられていない記録があると先輩などから聞いていたが、誰のものかわからない(判読不明な)記録であると聞かされていた。	年金記録について年金裁定時にしか確認する機会の無いこと、情報があまりに世間一般に伝わらず、内向きな組織であったこと。いわばお役所仕事と言われても仕方の無い状況であったと思う。情報が知りたいのならば、事務所に来い。ではなく、ねんきん特別便、定期便のような確認作業がもっと早くから行なわれるべきであったと思う。しかしその為には、予算も人員も不足していたのかもしれないですが。
5033	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	年金記録問題についてのプロジェクトチームを作って処理していくべきである。	あってはならない由々しき問題であり、できるだけ早急に解決すべき問題であると認識しております。 平成19年ごろこの問題を知りました。	この年金記録問題は、ごく一握りの問題であり、不安をあおらないように、窓口や電話対応において、被保険者および受給者に対して、わかりやすく説明をしました。 この問題が発覚した早い段階で、プロジェクトチームをつくって、対応すべきであったと考えます。
5034	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金の裁定時に統合すればよいものと思っていた。 マスコミが「宙に浮いた年金」と騒ぎ出してから。	一件でも宙に浮いた年金を減らすこと。 年金特別便あるいは定期便のようなものを早くに出して、自分の記録を確認させるべきであったと思います。
5035	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	特別便及び定期便の未送達者、未回答者と接触を図ることに力を注ぐべきだと考えます。現在、各事務所長等が市区町村長に協力依頼をしていますが、総務大臣から直接協力を求めるなど国を挙げて問題解決に尽力する必要があると考えます。	基礎年金番号制度の発足後に未統合の記録が存在している事は把握していましたが、裁定請求時に記録確認を行うため、その当時は優先する課題であるとは認識していませんでした。国民年金業務課に配属となった平成17年4月頃に上記の問題が存在していることを知りました。給付課での勤務経験はありません。	国民年金担当として、被保険者及び受給権者からの相談を受けた際には必ず氏名索引を行い、未統合の解消に努めていた。しかしながら、手書には氏名、生年月日等が未記載のものが存在しているため(問題発覚後、名寄せの作業時に認識しました)、基礎年金番号制度発足後の早期に名寄せを行っていれば、問題の拡大を防ぐことができたのではないかと考えます。
5036	地方庁	社会保険事務所課長級以上	現在、公になっているもの以外は無し。	本人の申し出を考慮して年金事務所で記録の回復を行う。 基準については統一基準を決める必要がある。 特に本人の勘違いによるものも多くあると思われる。 厚生年金であれば厚生年金に適用されていない事業所での申し出 国民年金であれば任意加入時に納付していたとの申し出(主婦や学生) 制度のこれまでの経過(改正内容)について広く周知を図り、その中で記録もれがある場合は申し出をいただき基準の範囲内で訂正をしていく。	現在のオンライン化される時に予算の関係から国民年金であれば全ての紙台帳がマイクロ化されなかった。改めて今考えれば全てマイクロ化しておけばよかったと考える。 また、平成14年4月の国民年金の保険料徴収の業務移管の際に市町村の記録を全て引き上げることを行っておけばよかったと考える。 また、制度の周知の不十分さによる問題もあると考えます。記録の管理は本人に大半はまかせていたことも問題でした。	出来る限り、お客様の目線にたった対応を心掛けています。 特に制度の説明はわかりやすくを心掛けています。 以前の待ちの対応から制度を周知しながら必要な手続きをしていただく対応に切り替えていく必要があると思います。
5037	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	情報の共有化(ディスカッションの積極活用など)	そもそもS61/4の時点で基礎年金番号化をスタートしていれば解決スピードは格段に上がっていたと思われます。	そもそもS61/4の時点で基礎年金番号化をスタートしていれば解決スピードは格段に上がっていたと思われます。
5038	地方庁	その他(社会保険事務所)				
5039	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	全職員一丸となり、責任を持って解決するまで行うことが必要。 今まで行われなかったことが、遅すぎると思うので、この問題を機に取り組むべき。そして、解決すれば落ち着くものなので、できる限り行うべきと思う。 記録に詳しいOBの方に協力は不可欠。	報道されるようになってからです。 年金の一般的知識の圧倒不足。 今までの業務の怠慢も原因のひとつとも思う。裁定時に確認するのは最低限と思うが、受給申請者の立場にたっていなかったと思う。	自身の年金記録がどのようになっているか、不安を持たれて相談にきてるので、話をよく聞き、親身になって応対する。その上で、理解されるまで説明をすることを重点の取り組みました。
5040	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在の方針通り一刻も早く抜けている記録を統合し、受け取る年金に結びつける。	平成9年の基礎年金番号制度ができたときの記録統合の方針がきちんとされていなかったため生じた問題。 入庁して1年後(平成19年頃)	年金は老後の生活に欠かかせないものであり、受取額がご本人のお支払いしてきたものに反映されていないのは、不公平・不平等であってはならない。一刻も早く記録を結びつけ年金に反映されなければならない。年金の制度、歴史、実際の徴収方法と上司に教えてもらい、ひとりひとり懇切丁寧に対応する。
5041	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じ上げません。	職員一人ひとりの意識の向上が必要と考える。 国民の皆様に年金制度について広報の拡大が必要と考える。 予算の関係があるが、人員増加及びシステムの改善が必要と考える。	当初はほんのわずかなことと思っていた。このような問題があったことは、ここ最近である。	請求主義という考え方に問題があったと考える。 今考えると当時の管理体制に問題があったと考える。
5042	地方庁	その他(社会保険事務局)			ただ、突然と大変な事になるのかな、というのが最初の認識でした。ですがその後、具体的に調査業務を担当したり、事務所職員総出でマイクロや払出簿の突合せを行っていく中で、記録の相違があまりにも多いことを実感し、自分の勤めている職場の最も重要な仕事である年金記録管理が疎かになっていたことで、この職場が将来的に無くなってしまうのではないかという危機感を持ちました。 年金記録問題として知ったのは、平成18年です。その前からねんきん記録の視き見や、不正免除、不正納付記録追加等ありましたが、今考えいると、年金記録に問題があるとなってきたのは、不正免除問題がスタートではなかったかと思います。	年金加入者の大半に対して、大きな不信感を与えてしまった事実は消すことができないので、せめて問題解決に少しでも役立つように、努めてまいりました。 国民年金記録の照会申出の回答業務や払出簿の氏名確認やねんきん特別便・定期便のお客様対応等の取組に全力を尽くそうと思い、今現在そのように対応しております。 この問題が発生した問題は、管理体制の甘さであると思います。市町村との国民年金記録の相違の多さ、厚生年金台帳とWMの記録の相違の多さからも年金記録管理がおざなりとなっていたことがわかりました。 職員1人1人が責任を持って仕事をし、定期的に年金記録を確認していくことで、今後二度とこのような問題が起こらないようにできると考えます。 そのためには、今後職員に対する研修を充実させ、税務署のように長期にわたり集中的に研修を行うことでしっかりと知識を習得してから仕事に臨むような環境ができたら良いかと思いまし
5043	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金特別便の処理、窓口での対応等を着々とスピーディに行うように努める事だと思います。	年金記録問題等あってはならない問題だと思いました。	年金記録問題に対しては、窓口では丁寧な対応、年金特別便については、一件一件調査に時間をかけての対応に努めました。 反省点としましては、お客様の大切な年金を預かっているという一人一人の認識の甘さが、このような問題に発展してしまったのだと思います。
5044	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	可能な限り、紙の台帳記録を徹底的に調査を行い、結びつけられる記録はきちんと見つけていくべきだと思う。 問題解決の特効薬はないと思う。地道な作業をコツコツとしていくしかないのでは・・・ それが不可能であるときには、きちんとした説明を行ったうえで謝罪をするしかないと思う。	自分自身、採用されて数年なので、採用当初はこのような問題があるとは夢にも思わなかったのが正直なところです。 一連の記録問題を知ったのは一昨年、記録問題に関する報道が過熱したころ。 その当時はもし、そのようなことがあれば、非常に由々しきことであり、 年金そのものに不信感を抱くのではないかと気持ちをまず第一に持ちました。	まず、窓口対応において、極力お客様の話を聞くことを心がけた。 記録統合については方針にのっとり、可能な限り作業の支援を行った。 今振り返ってみると、基礎年金番号導入時のPR不足とオンライン化するときにあたっての紙台帳記録の廃棄が一番の反省点だと思う。 また、特別便の発送にあたっては急ぎすぎたのはないかと思う。 もう少し間隔をあけて発送したほうがきめ細やかな対応ができたのではないかと思う。
5045	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	国民年金に関して言えば、紙台帳との突合を早期に完結させ、記録の不備にかかる問題を一掃すること。それとともに、納付事実を確認できない者については、申立による救済範囲を一定の基準を設けて拡大し、できる限りその納付を認めること。	正確な事務処理の不徹底が長年続いたことによる問題。 国民年金事務に携わって6年目であるが、問題の存在には、携わるうち自然に認識し始めたように思う。	一件ごとの相談者に対し懇切丁寧な説明を行い、一方で詫びることは詫び、納得を得ること。
5046	地方庁	その他(社会保険事務所)				
5047	地方庁	その他(社会保険事務局)		受け付けた期間調査依頼について、きめ細やかな調査を進め、一件でも多くの記録を判明させていくことと、窓口段階で疑わしい記録があればこちらから確認をきちんととるなど、地道に一つ一つの記録の持ち主を探していく。	入局して1，2年で年金記録問題が大々的に言われるようになったので、それまでほとんど知らなかった。	裁定時の記録確認が徹底していなかったことや、機械化した際に記録の収録もれがあることなどが反省点かと思う。
5048	地方庁	その他(社会保険事務所)	現在でも事業所から新規採用による資格取得届が提出される際、年金番号不明な届出が多くあり、大量に新しい番号がつくられている。	国民総背番号制にする以外根本的な解決策はないとおもわれる。	ずさんな年金記録管理に関しては、当時の記録管理体制に問題があったものと考えている。 未統合問題に関しては、各個人の自己責任に帰するところが多いと思われる。	・ずさんな記録管理について 対応 行政の瑕疵が多いと感じ、本人からの申し立てを信じて記録を調査した。 反省点 紙台帳への記載、機械化の際の登録業務に予算を投入し、チェック体制を整え処理を行うべきであった。 ・未統合問題について 対応 本人からの申し立てを信じて記録を調査した。 反省点 発行された年金手帳の管理の点から各個人の自己責任に帰するところが多いため、また、ちゃんと管理している人との平等性の観点から大量に予算を投入すべきではなく止むを得ないものと思われる。ただ、当時から基礎年金番号制度ではなく戸籍・住民票等を統合した国民総背番号制度にすべきであったと考えている。
5049	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	こういう事態が発生してしまった状況・背景を的確に把握し、それを社会保険に携わっている全員の問題と勤務している全員が真摯に受け止めることが私達が第一にできることだと思います。庁・事務局・事務所の連携をさらに強めて、国民の皆様の声を汲み取れるよう努力し、信頼回復に向けて努力していくことが大切だと考えています。 (H22.1～年金機構になるため、本部との連携になるとは思いますが)	年金記録問題が報道され始めた当初その問題が存在することをある程度把握しておりましたが、年金関係とは別の部署におりましたので、正直なところ自分たちの職場の問題として自分がなかなか受け入れられませんでした。 国民の大部分が60歳を迎えられると年金請求のときにご自身の記録を確認し、必要であれば期間調査をして年金請求をするのだから、そんなに急激に確認をせずともよいのではなかろうか？と考えていました。 今では楽観視しすぎていたのだと反省しています。	現在では特別便及び定期便のお問い合わせをお客様から受けるとき、その方の年金ご不明点や基礎年金番号に統合されていない厚生年金の記録のご記憶をなるべく聞き取りできるように、年金の記録が事実と相違しないように心がけるようになりました。 過去の年金記録管理の杜撰さ、私達職員がお客様の大切な記録をお預かりしているという意識の低さが反省すべき点だと認識しています。
5050	地方庁	社会保険事務所課長級以上		記録整備を専門に行う部署を作り、人員を増員してでも処理を行うほうがよいと思います。 事務所では、来客や電話などの日常業務に追われ、集中的にできない状況であると思います。 今後、ねんきん定期便等の記録対応についても専属部署を設置する方が良いではないでしょうか。	平成9年の基礎年金番号通知以後の未統合の手番があることは知っていましたが、氏名等未収録記録が存在することを知ったのは、平成17年頃だったと思います。 統合できていない記録があることは、お客様の年金が正確に支給できていないことでありますので大変な問題でありますし、記録統合作業についても膨大な人力と時間を費やさなければ解決できない問題だと思います。	相談者に対しては、できるだけ詳細に経歴を確認したうえで、記録整備に努めています。 氏名等の未収録記録が多く存在することは、オンラインへの収録時等において、正確なデータ移転ができていなかったと思います。 また、基礎年金番号発足時以降、被保険者に対して未統合の記録確認を定期的に行っていれば良かったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5051	地方庁	その他(社会保険事務局)	年金記録が判明すると必ず年金額が増額されると、ほとんどの人は思われていると思います。報道等も増額される前提で支払いが行われるのが遅いというようにされております。 年金窓口の対応していたら、「減額になる人もいるのは知らなかった」と話していらっしゃいました。 減額になることを知っている人もいるとは思いますが、中には知らない人もいると感じたことでしたので、記載いたしました。	現時点においても記録にもれがないか調査しておりますが、調査するしかないと思います。	私が給付課配属時には、年金手続きする時点において必ず氏名索引等、記録もれがないか確認しておりました。 皆の年金手続きの時点の記録確認の甘さが、ここまでひどいとは、正直思っておりませんでした。 国民年金の免除問題から、年金記録問題と次々に問題が判明した時から大変なことがおきていると感じました。 国民に対しては、記録もれがなければ、年金受給発生当時から正しい年金を受けておあれたのに、本当にご迷惑をかけていると思います。	記録もれがないか、氏名索引、マイクロ等で調査し、すぐに判明できない場合は、期間調査で確認するようにしております。 調査に時間がかかること、及び、記録判明後に年金再裁定にも時間がかかることを、お詫び申し上げ対応しております。 正直、皆の先輩たちの調査の甘さに対して非常に憤りを感じますが、一番の被害者は国民なので、一日も早く記録問題の解決がされ、正常化になるように頑張るしかないと思います。
5052	地方庁	その他(社会保険事務所)	脱手の在職中の支給により記録復活	この問題の最もネックなのは「時間との戦い」にある。待ち主解明にばかり重点が置かれているように感じるが、記録が回復した受給者への一刻も早い支払いが行われないと何の解決にもならない。待ち主解明は、関係各機関やOBの協力も得ながら「地道」にやっていくしかないと思う。再裁定については、当該事務の抜本的な見直しとシステム改善が必要である。	初めて知ったのは数年前の新聞報道。(はっきりした中身は覚えていない。照会申出書ができた前後)	基礎年金番号発足時に、現在のような積極的な取り組みがなされておれば感情論も違ったのではないか。
5053	地方庁	その他(社会保険事務所)			国民の皆様の信頼をいちじるしく損なう大変な問題だと認識していました。 国民年金の免除問題のマスコミ報道がされるようになってからでした。	信頼回復のために、今しなければならない業務に全力でのぞみました。年金記録問題については、紙媒体の管理がよくなかったと思います。
5054	地方庁	その他(社会保険事務局)	カセット記録	カセット記録の整備を早急に進めるべきと思います。	高齢化社会のなかで、将来の安心を根底から揺るがす問題だと認識しています。年金があるから大丈夫だとお客様に思っていただけるよう早期に解決し、不信感を払拭するよう努力しています。 問題を知ったのは平成19年ごろ年金問題がいわれるようになったころです。	年金に対する知識を深め、探し方などの技術をみがき、お客様の記録を少しでも早く見つけられるように、そしてお客様の不安を少しでも取り除けるよう分りやすい説明をするよう心がけました。 この問題についての反省点は、情報の共有ができていないということです。その仕事を実際やってないと知らない、また古い記録の見方など一部の人しか知らないことが多すぎると思います。 仕事をしながら覚えていくという今のやり方では誤りが出てくるのもうなずけます。人材育成の考え方からももう少し実践的な研修を行うべきだと思います。今行われている研修では、受けた後すぐお客様の対応などとてもできません。また、使いにくいWMも改良するべきだと思います。年金額の見込みなど画面の操作方法や見かたをもう少し分りやすくするべきではないでしょうか。 職員が自己研鑽するのはもちろんのことですが、誤りの起こりにくい環境づくりも必要だと思いま
5055	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	一件づつ親切に対応していかなければならないと思います。	年金問題の真っ只中勤めさせていただきました。正直公務の立場を利用した詐欺だと思いました。問題を知ったのはテレビなどの報道からです。	社会保険に関する仕事をさせて頂いて2年程ですが年金問題に関しては、お客様からの電話での対応となりますので、正確にお答えすることと親切に対応することを心がけていました。現在は自分自身与えられた仕事を正確に行うこと間違いはその場できちんと直すことだと思います。反省点は・・・過去は内部・外部からの監査のあまさお客様の大切なお金を預かっているという認識の薄さ公務員という立場を勘違いしていたと思います。
5056	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	カセット記録の全開示。特に船員。	昭和62～63年ころ。 庁管理データーの不備、特に氏名の呼び方(フリガナ)に異常なものがあったため、氏名索引が出来ないものが散見されたとき。 今でも、事業所名称がおかしいものが見受けられる。	記録管理の徹底と、自分の記録をいつでも確認出来るシステムの構築。 年金制度、特に加入条件の知識の広報。 保険料負担を逃れるため、短時間労働契約で働き、国年第三号になっている者が多いが、未婚者の年金未加入がある。 これにより、賃金の低額化になっているのでは？ 基礎年金を魅力ある金額にし、納付意欲を高めてほしい。
5057	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	人海戦術でやる方法が一番よいと考えています。	大変な問題であると認識しています。 2年程前に知りました。	自分で現時点での精一杯やれることをやりました。 今後は今まで以上に人海戦術が必要であると考えます。
5058	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	厚生年金紙台帳の調査は人員、予算を十分確保されたうえ行う。	私は、平成18年10月採用でしたので、マスコミ等で報道されて初めて知りました。 記録問題は長年の制度内の矛盾、過切とは言えない業務処理の積み重なった点にあるかと思います。 また、完全解決は不可能な問題であり、少しでも国民の皆様の不安を取り除くよう業務に努めることが必要かと思います。	国民年金の市区町村、社会保険事務所間の意思疎通不足。 厚生年金は、氏名のふりがな漏れ、基礎年金導入まで被保険者の住所の提出を求めていなかった点。 制度全般にいえることは、制度が複雑なうえ被用者年金制度が複数あり、現在にいたっても共済、厚年、船員保険と一本化されていない点。 制度への理解を深めるための義務教育における必修化、広報不足。 年金定期便等被保険者に、自分の記録の確認を全く求めていなかった点。 私自身は接客、電話対応を丁寧に行うことを努めました。
5059	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	同上	自分が平成17年採用当時、年金記録は年金記録は裁定請求時に記録を確認すればよいものという雰囲気があったので、給付業務を経験したことがなかったので、昔の年金手帳や勤め先の事業所を個人できちんと管理しているのではないかという、自分の認識不足があった。	国民から信用を失ったことは事実として受け止め、自分が対応する電話や窓口は誠意を持って丁寧に対応することにより、一人づつでも信用回復のための努力をしている。 現時点での反省点は、裁裁定や記録照会の回答が遅れていることだと思う。統一されたマニュアルや様式を初期の段階から全国的に見て取り組めたらもっと円滑に進んだのではないかとお
5060	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金制度は、国民の老後などを支える大変重要な制度であり、そこにこのような問題が起きたことは国民の信頼を大きく裏切る行為であると認識していました。 知ったのは2年くらい前のテレビ等の報道でだと思います。	年金記録問題が起きたことによって自身の記録が間違ってないかの確認に来所されたお客様には納得されるまで丁寧な対応を心掛けました。 反省点としては、私たちの仕事は国民の皆様の大変重要な情報等を扱っているという意識が薄かったことではないかと思います。
5061	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	特別便の未回答者に対する広報や制度の周知を大々的に行わないといけないと思います。 未提出に伴う、手番未統合や制度を知らないことでの問い合わせ等が減少するようにしないと、実際の再裁定等の処理が進行しない。 各事務所ごとの対応でなく、県統一の記録課を設置し、効率よく事務を行うべき。現在、事務所で相談受付と記録調査を行っているため、非効率です。 電話照会センターの回線を増やしてほしい。	基礎年金番号化の際に回答が無いものは、被保険者記録回答票により 生年月日順に照会されていましたし、これほどの未統合記録があるとは思いませんでした。 ただ、年金請求の時点で統合するものが多いことから、未確認記録が多いとは感じていました。	年金の手続きの時点だけでなく、いろいろな相談で来訪される時に、その都度記録の確認を行うよう、対応してきました。 平成9年の基礎年金番号一元化の際に、もっと徹底した周知を行い、未提出者に対する取り組みを短い期間に限定して、行うべきであった。 年金受給者に対しても、同様の処置をすべきであったと思います。
5062	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	現場の職員の意見も取り入れて対処する。	早急に解決すべき問題。 新聞等による報道があったころ。	年金記録に関する問題点を早期に把握し組織として対処すべきであった。
5063	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	マイクロフィルムとオンラインの突合。厚生年金記録で事業所記号番号が 0～となっているものがあるが、古い記録で記号設定できていないため、 入力補正できないものがある。新しい記号設定のルールを作って、古いため 記号設定ができない記録についても事業所記号を入れられるようにし、 本人に確認しやすようにするべきだと思います。	平成10年頃、国民年金業務課でオンライン記録に住所が収録されていない ものがあると知り、疑問に思った。当時は上司からは、給付の際に本人が手帳を持ってくるはずなので問題ないというような話を聞いていた。	当時一係員が個人レベルで対応できるものとは思えなかったため、具体的な 対応策は取れなかった。すでに過去のことであるが、もっと早い時期に市町村 の保有データをオンラインデータ化し、社保記録と突合できるようにすべきだった と思います。また、個人対応した事跡をオンラインに文書入力しいつでも確認 できるなどを行っていないため、事績管理が弱かったと思います。
5064	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません	早急に対応する	よくわからない	早期解決に向けて日々業務に励んだ
5065	地方庁	その他(社会保険事務局)	個人で、複数の年金手帳をお持ちのかたが、多数おられる。そういう方に限って職歴をあいまいにしか覚えられていない。そのために、お一人お一人の相談時間が長くなり、事務の滞留に繋がっている。	即効性は考えられない。あえて、特別便を被保険者全員におくるより、年金受給に近い人を重点的に、区別して調査を行うほうが良いと思う。	今の年金記録問題が、大きくなる前から、一人で多数の年金手帳を持っている方の存在をしっていたので、団塊の世代が年金受給の時期のなると、記録の整備には、かなりの時間がかかるだろうとは思っていたが、それは年金受給の裁定時に注意して、行えばここまで騒ぎが大きくなることはなかったと思う。 長妻大臣がいたずらに問題を大きくして、マスコミもそれに応じて世論、被保険者の不安感をあおったことが問題と思う。	基礎年金の導入時に国民にたいして、もっと、広報を十分行い、また、そのときに記録を通知することによって、整備を行うようすれば、良かったと思う。
5066	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じておりません。	集約場所(事務センター)での作業を中心とし、夜間・休日に他部門の職員が参加するような全組織的な取組を継続する。	制度の複雑が根本にある問題と認識しています。 また、知ったのは年金給付課に配属になった時(平成16年)だと思います。	年金給付課に配属になった時(平成16年)は、相談窓口での裁定請求書を受理するときには、未加入期間があるときには、基礎年金番号以外の年金番号をお持ちでないかお客様に確認し、WM操作においても確認を行っていたと記憶しています。 反省点については、年金制度の運営上、被保険者・受給者ベースの視点が足りなかったと考えています。
5067	地方庁	その他(社会保険事務所)			厚生年金の記号番号を会社が変わるたび新規に払い出しをしていた(被保険者が手帳を失くしたと言うことで)再交付していたから、年金を請求するとき、大変だろうなあ、と、20代の頃感じた。	上司に言われるまま保険証を早く作らなくてはいけないと言うこともあって、手帳再交付を新規で番号を払いだした。今は基礎年金番号があるため、本人が番号わからないといっても番号を新たに払いだすことは無くなった。もっと早くから一人一番号生にすべきだったと思う。
5068	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	なし	・社会保険庁のずさんな被保険者期間の管理。 ・入念照会及びフォローアップ照会を担当した時で、平成20年3月頃。	・浮いている被保険者期間を一人も残さず整備をすること。
5069	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし		平成9年に基礎年金番号が導入され、現在まで未統合の記録が大量にあること。 平成19年に新聞等で報道されたことで、大きな問題であることを知った。 紙台帳の記録とオンライン記録に相違があること。 平成19年以降に特別便の事務処理をする過程で知った。 遡及訂正するなど、社会保険事務所職員の不適切な事務処理があったこと。 新聞等で報道されて知った。	年金記録問題は、社会保険庁が発足して現在まで、問題を把握しながら適切な対応をしていなかったことに原因があったと考えます。 オンライン化や基礎年金制度や基礎年金番号の導入時に、問題を検証し、適切な対応をしていれば、ここまで大きな問題にはなっていなかったと思います。 また、過去記録の整理などの対応はあったが、その対応の成果についても検証されていないため、その場しのぎの対応でしかなかったと考えます。 私は、この年金記録問題が過去からの積み重ねですが、現在、社会保険庁の職員である以上は自身責任であり、責任をもって取り組んでいきたい。具体的には、相談者に丁寧な説明を行うこと、特別便を迅速に処理していくことと考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5070	地方庁	その他(社会保険事務局)	産休の代替職員(任期付き)で採用して頂いて2年あまりですので、特にありません。	知識・経験のあるOBの方に、お力をお貸し頂くのが、良いのではないかと思います。	採用して頂いた時が、まさに新聞・テレビで騒がれているピークでしたので、その時に知りました。	電話での応対でお叱りやお問い合わせに、先輩方にお聞きしながら、丁寧にお答えすることを心がけました。 定期的に本人に年金記録を送付していれば、もっと早い段階で空白部分や本人の記憶の正確さ、お亡くなりなる前に、処理ができたのではないかと思っております。また、企業や個人も書類を保管してある可能性も高いので、スムーズに処理等ができたのではないかと思っております。
5071	地方庁	その他(社会保険事務所)	既にご存知かとは思いますが脱退手当金記録の管理状態が悪く、WM上では脱退手当金が支給済となっている記録でも台帳には何の表記もされていないケースが多くみられ、これから先何をもって支給済と判断して良いのかわからない。	台帳の検索業務に時間がかかるので検索システムを簡略化していただきたい。 また、専門的な知識が必要となる業務なのでOBの方々の協力をお願いし、その知識と経験を若い職員に伝授していただくとともに人員増をしていただきたいです。	恥ずかしながら年金記録問題については新聞やテレビ等のマスコミ報道がされるまで気にかける事がありませんでした。 宙に浮いた記録については過去の実務上、氏名、生年月日、会社名が一致しなければ、なりすましの可能性がある為本人の記録と認めないというスタンスで業務を行うよう指導を受け行っていました。よって本人と特定できない記録(宙に浮いた記録)が存在してしまうことは推測できましたが、その特定できない記録をどうするかまでは考えた事がありませんでした。 ただその処理方法は当時の上司や先輩の指導のもと行われており、突き詰めれば上層部の見解だったのではないかと思います。	元々、国民年金と厚生年金は別々の制度としてスタートしており昭和61年の基礎年金導入時や平成9年の基礎年金番号導入時にもっと積極的に記録の統合作業を進めるべきだったと思います。 同一人物に年金番号を複数発行してしまったことや本人特定の方法、徴収率をあげる為の標準報酬改ざん等、被保険者の立場にたって業務を行うべきで公務員としてのモラルが低かったと反省しています。お客様の立場にたっての意識改革をし、何が正しいのか、どうすれば良いのかを自分の責任で考えていこうと思います。
5072	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	専門的な知識を要する作業も多いが、すべての職員がその知識を持っているわけでもなく、すぐにその知識を習得できるものでもないと思うので、せめて、その知識のある者に、その作業に専念できるような環境作りからするべきだと思います。	取得時に、安易に新規で年金番号を払い出していたこと。 二十歳以降の方であれば、手帳を持っている可能性がかなり高いのにもかかわらず、事業所等に、確認をあまり強制していなかったように思います。	入力件数も多く、取得届の入力作業に、追われていた部分もあり、細かい気配りができなかったことを反省しています。 一件、一件をきちんとチェックできる体制作りが必要だと思います。
5073	地方庁	その他(社会保険事務所)	特ありません。	お客様第一に考え、性格且つ迅速な対応をする。	お客様の信頼を失ってしまった。 H19.4月～事務所にお世話になってるので、入ってすぐ報道されて知りました。	窓口対応していて記録が抜けてる方を調べるとすぐ分かったりするので、ひとつひとつの事柄を丁寧に処理できれば、お客様に迷惑かけなかったのではと感じるところがあり、より慎重に処理していかなければと感じてました。 同じ人に国年と厚年の番号が付番されていた事記録が抜けてしまう原因ではないかと思いました。
5074	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金の納付記録については、市町村の台帳と、社会保険事務所の記録と、整合性がないものが、まだあると思います。	年金記録の整備には、時間と労力がかかること、短期間で解決することは、物理的に不可能であることを認めたうえで、慎重に記録の統合処理を進めないと、事後でまた問題が再燃すると思います。年金の制度自体の問題点と、社会保険庁の組織的な問題点を混同させている現時点では、問題の解決は難しいと思います。組織の問題と記録の問題は別のものだと認識したうえで、解決策を考えることが第一歩であると思います。	年金記録問題については、「問題」という認識より、事務処理上の「未処理」という認識でした。マスコミで最初、取り上げられたときも、ここまで、大きな社会問題になるとは予想してませんでした。記録の統合漏れがあることはかなり前から認識してましたが、新規年金裁定時に、統合すればよいとの認識であり、問題として認識したのは、特別便の送付に対する反応が、事務所に顕著に現れたときです。	特別便の対応をしていたときは、ただただ、記録を見つけることに力を注いでいました。今現在、記録が見つかった後の事務処理、「再裁定」をどのように進めていくかというビジョンもなく、特別便をさばいた感があり、記録→給付に結びつける過程の膨大な事務量を見落としていました。記録が見つかったのに、いったいいつ年金が増えるのかという疑問が数多く寄せられますので、年金への不信感の払拭には至らないのでないかと、懸念してます。
5075	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金がマスコミでとりあげられる機会がふえだした頃(平成15年くらい)に問題であると認識した。	以前はコンプライアンスというものの意識がとても低かったと思う。年金問題をつうじて、法令や通知、事務処理マニュアル等を熟読し法令遵守の徹底を意識できるようになった。
5076	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません		基礎年金番号制度が出来たあとに職に就いたものですが、日々の業務を通し未統合記録があることは理解しており、窓口や電話対応などで確認作業をすすめてきましたが、こうして年金記録問題として取り上げられたことで根の深さを感じました。	地方の事務職員として、接したお客様に出来る限り確認を求めてきました。
5077	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	地道に解決していくしかない。	報道されはじめてから。	相談にこられたときに本人記録をできるだけ確認しようと対応した。 今まで記録の確認を怠ってきたこと。またはじめから年金番号を一人ひとつにしていなかったこ
5078	地方庁	その他(社会保険事務所)		まだ確認できていない記録もたくさんあると思うので、ひとつずつ確認していくこと、また、少しでも早くするためには、いま取り組んでいるように台帳記録がすべてWMで確認できるようにしていく等の作業が必要だと思います。	基礎年金番号以外の手帳記号番号がある場合と、番号はひとつしかないのに記録が抜け落ちている場合です。 勤務先が変わるごとに手帳記号番号が付番されたり、データが正確に入力されていなかったことからこのような問題になってしまったのだと思います。 記録が抜け落ちていたり、他人の記録が入っていたり、というようなことがあるのを知ったのは記録問題がいわれだしてからになります。同一人でも別手番が存在することがあるということは、13年位前から知っていました。	裁定請求時等、本人に直接確認できる際は記録の確認を怠らないことです。 反省点として一番に思うのは、WMに正確に登録されていない記録があることです。
5079	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成19年6月	一つ一つ真摯に対応
5080	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。		一人の人が複数の番号を取得」しているため記録の漏れが生じることがある。	年金請求時に可能なかぎりの記録を本人の申し出により探し統合する。(年金記録問題となった時) 反省としては年金請求時以外に本人の申し出以外には記録の統合の機会がなかったことと思われる。今回の定期便による記録整備には時間がかかっているが、このような機会がないと一
5081	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	全事務局、事務所体制で解決するしかないかと思いますが、職員が少なすぎます。職員の中でも年金に詳しい人(記録調査・審査)が特に少なすぎると思います。	9年くらい前に年金給付課に配属になった時、裁定請求書の審査をしてみてて、同姓同名や、本人の手番かと思われる記録があった。 その頃は裁定請求も本人申請ありきの考えが庁としてあったと思います。 基礎年金番号の導入もされましたが、結局は年金請求の時に統合となり、世間には基礎年金番号が浸透していないと思いました。	年金記録問題が報道された時は、事務局に在籍していました。 事務所に、お客様が殺到したので支援に行きました。実際に窓口たって、1人でも多くの方が記録が見つかるように、丁寧に相談に応じたつもりです。 やはり記録問題は過去からの取組方に問題があったと思います。 特別便も一般の人には分かりにくい。年金制度自体も複雑なので、その人の記録にあった、分かり易い説明文書が必要だと思います。
5082	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		年金記録を誤った情報で管理をした結果招いた問題であり、社会保険庁の信頼を完全に失った。 具体的な件数は、年金特別便を送付する前の一連のマスコミ報道の時点です。	自分自身では、窓口や電話対応で毎日のように苦情や罵声を受けながらも社会保険庁の信頼を回復するため、一人一人丁寧な対応を心掛けた。 反省点は、紙台帳で記録を管理していた当時のあまりにもずさんな事務処理だと思います。氏名・生年月日などの記入に不備が多く、また非常に読みづらい。機械化になる時にもなぜもっと確認をしないで登録をしたのか、疑問に思います。
5083	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		社会保険庁という組織の体質、職務に対する姿勢などが生んだ重大な問題。 知ったのは、平成19年8月ごろ、新聞などのメディアで報道された日。	全組織としての問題なので、組織としてどのように対処していくかの方針に基づいて対処するのはもちろん、現場一線で働く身として、お客様になるべくご理解いただけるような、お客様の立場に立った対応をしなければいけないと感じた。 漫然と職務について、真剣にお客様のためという意識が欠けていたことが最大の反省点だと思います。
5084	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		年金記録によって、年金受給者またこれから受給される方の生活基盤になる年金額に違いがでてくるという重大な問題であると認識しています。存在することを知ったのは、マスコミなどで報道されるようになってからです。	年金記録に対する認識、管理の方法が徹底されていなかったことが一つの反省点であると思います。年金記録を管理する立場として、一つの年金記録がその人の生涯を支えるものであるということを強く認識し、慎重かつ丁寧に、年金相談窓口等にて対応しました。
5085	地方庁	その他(社会保険事務所)			業務を、始めた時から、誰のか不明の年金記録が、多くあることは、知ってました。	本人から、届けがあるごとに、その人の、もれ記録がないか、必ず、チエックしていました。
5086	地方庁	その他(社会保険事務所)		一人一人が問題の内容を認識し、意識改善していくことが重要と考えます。 同じことを繰り返さないための業務改善(今までの業務マニュアルの見直し)。	平成18年頃？そのような問題があることを知りました。 当時の記録管理、業務処理がずさんっだたためでてきた問題と認識していました。	業務処理をするうえでのチェックをしっかりと行う。問題点、わからないことがあれば、ほかの人に聞いたり、マニュアルなどを調べてから処理するようにしていました。 処理をしたうえでのチェックが不十分であったこと、それぞれが自分たちのやり方や、考えで業務処理を行っていたことなどが反省点かと思われます。
5087	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特別便ができてからその対応について専門の部署を設けることなく全員で対応してきたが通常業務と並行で行ったため通常業務、特別便対応いずれも中途半端になってしまっている。記録問題をひとつの業務として専門的に取り組むチームを立ち上げることが重要と考える。	年金給付に関わる部署に在籍したことがないこともあり世間一般で取り上げられるまでは特別の意識はなかった。	特別に対応したことはなし。 過去の物事を解決することは並大抵のことではない。証拠書類がない場合や 本人の記憶もあいまいになってしまっている。また対応についてもあいまいでありすべてにおいて明確な基準を作ることが必要と考える。
5088	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。	報道で年金記録問題の存在を知りました。いつ頃かは覚えていません。	国民年金の法令が届出主義になっていることから、法体制に問題があると考えます。 諸法について法整備を行い、被保険者が届出をする煩わしさが、極力減るような制度が良いと考えます。
5089	地方庁	その他(社会保険事務局)				
5090	地方庁	その他(社会保険事務所)				
5091	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません	ありません	機械化に移行する際に台帳の記録が移しきれていないことは日々の業務で認識していたが、ここまでひどい状況だとは思いませんでした。状況を知ったのは報道されてからです。	社会保険業務に携わる者としては、記録一致に向けて努力するしかないと思い、お客様には申し訳ない思いながら一生懸命対応し、国民年金の知識を生かし、旧台帳の記録確認に尽力しています。問題点は当時、記録を移す際のずさんな処理の仕方に尽きると考えられます。何か新しいことをしようとするならば、いついつ開始という日付ありきで進めるのではなく、きちんと現場サイドの意見および、問題点を吸い上げて解決してから始動すべきだとかんがえます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5092	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	超長期的な記録管理が必要な問題だったと思うので、過去の経過から、現在のような記録の不備が生じる可能性は、少なからずあったと思う。特に手作業時代においては、ミスや紛失のリスクは多かったと思う。 現時点において、過去の記録を完全に正しいものとすることは、すでに不可能であると思われる。 今後は、時間はかかるが全ての記録をオンラインと紙でチェックしていくしかないのではないか。	元々申請主義に基づくものとして、相談時点で、本人記録と思われる記録(たとえば氏名、生年月日の一致する記録)が見つかっても、それをお客様に伝えてはいけないと聞いといた。私がまだ採用されたころ(平成5年)は、それが当たり前であった。 また、相談者からの申出により、台帳にはあるがオンライン記録に入っていない記録が少なからず存在していることは、払い出し確認や補正処理を行う中で存在していることは認識していた。	当時から、本人記録と思われる未統合記録の存在を伝えないことには疑問があった。また、記録補正により追加しないといけない記録が存在することも疑問であった。しかし、当時から、本人が申出た記録以外は本人記録としてはいけないといわれていたので、止むを得ないと考えていたのは事実。 今になれば、システムに乗せるときに、きちんと整理しておけばよかったのにと思うし、年金手帳に必ず履歴を書いておく取扱いであればよかったと思うし、年金手帳の再交付の際は必ず、履歴を書いてから再交付すればよかったと思う。 要は、今の手帳番号(基礎年金番号)にはどこの記録が乗っているかを、本人に知らしめておけばよかったと思う。それが1番の反省点。 また、制度設計や取扱いが、事業所や本人が必ず正しい手続きを行うことが前提となっているため、さまざまな問題が起こってしまったのも事実であり、事業所や本人に、適正な届出がされないときには、将来的に本人に不利益な取扱いが生じる可能性がある事を、きちんと知らしめていたのかという反省点。 大きな括しとしては、超長期的な記録管理に伴うリスクを回避するための方策を考えてきたのか。試みてきたのであれば、できなかった理由があったのだと思う。人員的な問題、技術的な問題、制度的な問題なのかは分かりませんが、リスク回避のための方策を組織全体(もしくは国全体)でもっと考えておけばよかったのも反省点。
5093	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思い当たりません。		多くの国民が関心を持ち、同時に社会保険庁と年金制度に不信感を抱く大きな要因となった問題だと思います。平成19年頃。	窓口や電話で年金相談等を受ける際に、なるべくわかりやすい言葉で説明するようにして、年金制度への不信感を少しでも払拭できるよう心掛けました。 現在は、加入記録回答票の情報から、一件でも多くの未統合手番を解消できるよう、年金記録の調査業務に努めています。 ご本人に対して情報を提示してこなかったため、過去の未加入・未納期間等を被保険者自身が認識していなかったことが原因のひとつだと思います。
5094	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		この問題について、一般の方の協力・理解を頂くことが困難であると考えられるため、機構職員が地道に対応するほかないと考えられる。 現場においては、なかなか協力・理解を得られないため、社会保険事務所での待ち時間の短縮化等が図られるような方策等を検討しできる限りのサービスを行う必要がある。 また、一連問題についてマスコミの報道が優先したため、マスコミ対策を十分に行なう必要があ		
5095	地方庁	その他(社会保険事務局)			新聞・ニュース報道で初めて知りました。問題が公表される前にも働いていましたが、まったく知りませんでした。そして退職後にニュースで知りました。	再び働き始めたときには、年金特別便等の対応が始まっていたので、特別便の対応をすることが精一杯でした。 後で(年金受給までに)記録が正しく整備されていれば問題ない。という発想がすべての元だと思います。
5096	地方庁	その他(社会保険事務所)	知られていない問題は知りません。	業務センターの管理している力セットを全てオープンにするなどシステム的なことと特別便を使った調査を引き続き根気よく続けていくことがよいと考える。	年金記録が年金請求のときだけの確認で記録が全て整備できるのだろうか。 年金請求を受けるようになった15年くらい前。	年金請求のとき報酬の変遷の確認また期間がつながっていない時は、その間の期間に勤務したことや国民年金の納付や3号該当ではないかを確認してもらった。 年金請求時だけでなく定期便の様に数年ごとに記録の確認が必要だった。
5097	地方庁	その他(社会保険事務所)		時期を決めて集中的に取り組む、新聞等で具体的な教済措置が報道されているが納付とする基準をつくり一律救済が最も納得される方法だと思う。 ただ、1年以内の未納であれ番号払い出しの時期は台帳で納付が無いことが明らかな場合は納付としないのが公平性の点からも妥当である。救済の基準が確定したら対象者に期間を指定して1度に事務所の窓口に人が押し寄せることのないようにこちらが主導する形で呼び出し、あるいは戸別訪問で対応する。おおむね2年かけこの作業の終了し一定の区切りのする。	基礎年金番号と別の番号が存在するのは入庁した平成17年から知っていましたが、年金受給の裁定の時に基礎年金番号に統合されるものだと思っていました。この問題は保険者と被保険者の意志疎通が出来ていない結果として生また問題だと思っています。保険者たる社会保険庁はもっと積極的に被保険者に自分の年金について知ってもらうように努力すべきであったし、その結果、被保険者も自分の記録をよく理解さず記録もれに気づかないという事態に陥ってしまったのだと思う。	来所した方にはまず記録を確認してもらい次に意見を聞くようにしました。記録がもれていた時はきちんと会社名や時期を確認するようにし安心してもらえるように気をつけました。また相談する中で本人の思い違いであるケースは理由と根拠を示し納付してない、記録がない事実に誤りがないことをはっきり言うようにしていました。反省点としては問題をあまりに大きくしてしまい年金記録の信用を大きく失わせた事です。一部間違っていた記録があったため全体が信用できないというイメージになってしまった事は大きなダメージだと思います。定期便や特別便のようなものを以前も送っていましたが問題になる前にこちらから動いていればはるかに小さい問題で終わっていたようにも感じます。今後は組織として今後問題になりそうな事を事前に予想し先手の打って対応していくようにすればと思います。反省すべき事は反省しこの問題を今後に生かす事が大
5098	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていない問題については思いあたりません。	経験のあるOBを中心に多くの人材を投入して、地道に記録の整備にあたることだと思います。証拠がないのに、安易に本人の申し立てを認めることは避けた方が良いと思います。	年金制度の重要性について、国民一人一人が十分に認識できていなかったと思いますし、それは年金のシステムの問題や、徹底した広報活動がなされなかった国の責任だと思います。	電話や窓口応対で年金制度について、ていねいな説明を心がけました。基礎年金番号導入以前に、職歴が変わるたびに新たな年金手帳を交付していた人の存在は、年金システムの欠点ですし、後に宙に浮いた年金として問題をのこす要因のひとつになっていると思います。
5099	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	特にありません。	とても重大なこととは認識していました。5～6年程前。	あたり前のことですが、業務に携わる者ひとりひとりが正確にきっちりと業務をおこなっていくことが基本だと考え対応しました。
5100	地方庁	その他(社会保険事務所)	・相談コーナーの相談員時代に標準報酬の決定についての不正(事業主側)がありました。現在も事業主に対して監督・指導等を行っていると思いますが、適切な対応が必要と思われます。	本来であれば、全部の年金記録について調査が望ましいと思いますが、ある程度とのサンプル調査を行い、その上で、次のステップについての方向性を決めるべきと思います。	お客様(国民)に対して、保険料を預かる側として、お客様の信頼を裏切る、大変失礼極まりない重大な問題と認識しております。この問題を知ったのは、入社した平成19年6月頃で、民間であれば、会社の存亡にかかわる重大な問題と感じました。	まずは、お客様への信頼回復が重要であると認識してます。 過去の不適切な処理に対して深くお詫びを申し上げ、その上で記録の回復(再裁定)について1日も早く処理を進めていきたいと考えております。 厚生年金・国民年金の取得の処理についてはダブルチェック、裁定請求時についてはお客様からの記録についての再確認を行い、不正・もれが無いよう対応すべきと思います。
5101	地方庁	その他(社会保険事務局)		時間はかかるが1件1件調べ続けていくしかないと思う。	平成18年4月に年金ダイヤルに勤務するようになってしばらくしてから年金記録問題を知った。基礎年金番号に統合していない手番が多くありそれが記録もれになってしまっているものと当初は思っていた。年金ダイヤルでお客様と接しているうちにいろんなケースで漏れていることを知った。	記録漏れについて職歴、当時の名前、生年月日をきちんと聞く、会社名、会社の仕事内容をお伺いし、記録探しに対応した。 反省点としては、年金請求時にていねいな対応で今までの職歴を詳しく聞くなどの確認不足、平成9年度に基礎年金番号へ統合する際宣伝不足、企業への教育不足、など。年金加入者の年金への知識不足もあると思うが知識を高めるための教育も必要だったのでは。
5102	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	知識を有する専門職員による、短期集中処理が必要と考えます。	(質問の意がわかりかねますが、)当初は、基本的に全ての記録は機械管理ができているとの思いがありましたので、コンピューター上の検索で比較的速やかに一定の解決はできると思っていました。実際に業務に携わり、初めて問題の複雑さを認識し、現在では全ての記録を整理することは当然必要であり最善の努力を行う必要はあるにしても、現実的には不可能との思いはあります。 未統合記録の存在はかなり前から知っていましたが、いわゆる「年金記録問題」として認識した	(質問の意がわかりかねますが、)来訪・電話対応に追われ、それを処理するのに精一杯で目的意識を持っての対応まで考えが巡らなかったのが現実です。 遅くとも基礎年金番号導入時には、台帳等の整理及び機械入力が必要であったと思います。
5103	地方庁	その他(社会保険事務局)	コンプライアンスの確保、サービスの向上を掲げてるにもかかわらず、ごく一部の職員についていまだに認識が足りないと思われる者が存在する。 具体例: ・電話が鳴ってもなかなか出ない ・自分の仕事しかしない(全員で対応すべき業務に非協力的) ・職場外で他人がいるにもかかわらず、個人情報にかかわる事項等外部に漏らすのは適切でないことを平気で話している ・お客様に対する言葉遣いが適切でない等	職員一丸となって記録問題に対応する。場合によってはシステムの稼働時間を延長させ、職員も交代制で勤務させる等、少しでも記録問題に対応するだけの時間を確保する。	納めてきた保険料が知らない間に違う記録になっているようなら、詐欺と言ってもいいようなくらいで国民の怒りも最もだと思う。そもそも、重要な問題と認識できたのもニュース等を見てからで、職員に対する周知徹底があまりされていないと思われる。	全職員で対応すべき問題なので、積極的に記録問題に従事しようとした。しかし、実際は担当課のみで対応している等、全職員での体制とはいえないような状況であるので、担当課、事務所、時には県を越えての体制を組むのが望ましいと思われる。
5104	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	今後は、台帳と窓口装置の突合しかないと思われるが、名前・生年月日の相違等がかなり見込まれ、残った記録はフォローアップする。	平成2．3年頃、期間照会事務を行なったときに、窓口装置上、未統合の記録があることは知ったと思います。その当時、上司より本人が年金を請求するときに職歴を申し立ててもらい、加入記録に漏れがあれば、期間照会で加入記録があるか調べると聞きました。	年金受給開始の1年前までに被保険者記録を確認し、漏れている期間を期間照会してもらうよう説明していました。 反省点は、相談を受けたら、すぐに被保険者記録を確認してもらい、漏れている期間を期間照会してもらうように説明すればよかったと思います。
5105	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	毎日の業務をこなすのに一生懸命で、こつこつするのが一番と思います。	記憶のなかでは、確か昭和50年後半だったと思います。 1．カセット番号がある人は、930を入力して、開いてもらうこと。 2．年金を請求するときに、職歴を確認して、ないときは期間照会をいただき名簿で探すこと。 3．原票の上の部分を社会保険業務課へ進達していたが、重複など記録が不備なときは、リストができて、確認のうえ、進達していること。 記録が、データとして入力されていればいいとは思っていたが、こんな大きな問題になるとは、認識していなかった。年金相談にこられた時点で、記録を確認することでよいと引継ぎをうけてきて、自分も引き継いできた。 決められた業務をきちんと行ってきたが、それではだめだったんだと気がつきました。	平常業務のほかのいろいろな追加業務を課員全体で、一丸となって行ってきた。 以前の厚生年金の記録は、事業所ごとの名簿で、個人の住所の登録がなかったことが、本人の特定に時間がかかる原因の理由のひとつになっていると思う。 膨大な量であり、時間と資金が必要なことなので、事務所サイドではなかなか具体的な話はされていなかったと思う。 質問からはずれているかもしれないが、職員が一番情けないのは、記録問題の以前から、現場の事務量はたいへん多く、ほとんどの職員は日々精一杯公務員として働いてきたことが、一部報道等で、認められていないことです。 国民の皆様の年金の記録をきちんとすることは、当然のことで、信頼を得られるよう今後もがんばります。
5106	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	同姓同名の人物が国内に多数存在する以上実際に本人と接触し、確認していただくしか術がないと思います。事務所から遠方にお住いの方のことも考慮して記録確認専門の出張相談(個別訪問含む)等の実施するのも有効かと思います。	被保険者はもちろん年金受給者が正しい記録に基づく年金額で受給していただくことは当然のことですので最優先で取り組むべきだと思います。記録関係の業務に直接携わっていたわけではないので、過去の年金制度上複数の番号が存在することは知っていましたが、件数等については記録問題が発生するまでは知りませんでした。	記録とまったく関係ない相談内容であっても必ず加入記録を確認するようにしています。これまでの対応では業務の記録整備にかかる業務の比重が少なかったため、現在の状況に至ったものと考えられますので、記録整備や調査に関しても専門的知識を持った職員を配置し早期解決をはかるべきかと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5107	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	定期便や特別便を通して、お一人ずつに確認していく方法が有効と考えます。	基礎年金番号になっていない番号があることは知っていましたが、ほとんどの方はその番号の手帳等をお持ちであると思っていました。また、すでに年金を受けられている方に記録がもれている方がこのように多くいると知ったのは、新聞で報道されたときに初めて知りました。	年金請求の際に氏名検索で見つかった記録について本人に確認するのを徹底するしかないと思いました。 反省点については、社会保険で氏名生年月日のみの記録しか残していないこと(住所、ふり仮名も必要と考えます)と、他に番号を持っていることを確認せず、安易に新しい番号を付番していたことだと思います。
5108	地方庁	その他(社会保険事務所)	ないです。	ないです。	国民の皆様の大切な記録に漏れ等があり、多大なご迷惑をおかけし、混乱を引き起こした問題と考えました。一般の方々には、どのようにしてこれまでの大切な年金記録が管理されているのかしるよしもないことであり、不信感をつのらせる結果となりました。 新聞報道等です。	このような問題解決に向け、一人ひとり親切丁寧に対応し、少しでも不信感を解消していただく様努力しました。記録照会についても、窓口対応にしても真摯に対応してきました。 年金記録の正確な保管、法令順守等はいうまでもなく、お客様に対しての対応(接客等)の仕方にも問題があると思いますので、より一層の努力が必要であったと反省しています。
5109	地方庁	その他(社会保険事務所)			制度の根幹を揺るがす問題と思った。 問題の存在は平成19年ごろ新聞報道などで知った。	方策がなく、一件ずつしらみつぶしに統合していくしかないと思った。 統合処理をしていく上で初めてわかったが、個人情報を扱っているのに 手書き台帳(ふりがな記入なし)で判読不能の記録が多い。 重要な個人情報であることはわかっていたはずなのに、 なぜ機械化を早い段階で行わなかったのか、 国民に知らせる広報はどうなっていたのか、 市町との連携は取れなかったのか、などの反省点があると思う。
5110	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
5111	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録を遡運していた当時、事故リスト等の対応していたが、遡運先でどのように取り扱いされてたのか、私にはわからない。	対象者にあたるしかない本人の記憶をたどること	考えられなかった 庁へ記録遡運していた当時を考えると不思議だ 平成19年記録作業が始まった頃	基礎年金番号導入時にもう少し広報が必要だつた今思うと残念だ 会社で人を採用する時に住民票等で基本項目を確認、年金手帳等の 確認徹底が必要だったと思う。 仕事をとおし、年金記録の大切さを訴えている。
5112	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません	あらゆる年金記録を突合し、不突合のものを確認していくことが第一歩と考えます。その上で、最終的には被保険者や受給者の方々のご記憶によるご協力が欠かせないと思います。	年金記録問題については記録の管理が長期間にわたるため、古い記録の管理方法では多少の漏れがあることはやむをえないという認識でした。厚生年金記録を業務センターに進遠していた頃の記録がもれていることがあることなどは、年金給付の業務に携わっていた頃(昭和61年頃)から知っていました。また、全ての年金記録が基礎年金番号に統合されていないことは、基礎年金番号導入時からの懸案でありなかなか統合が進まない状況も知っていました。	お客様の年金ご請求時にはご記憶を呼び起こしていただくよう丁寧にお尋ねし、氏名索引も考えられる限りの読み方で検索し、生年月日も幅を持たせて検索をするなど、漏れのないように努めておりました。反省点は、最終的に請求時に整理できればよいという考え方や、年金記録の元となる届出は事業主様や被保険者様の責任で届け出られるものという考え方で、行政庁・公務員としての責任に思いいたることがなかったことです。
5113	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	パソコンですべての記録が確認できるようにする。	未登録の記録がある。 基礎年金番号導入時	年金相談時に本人記録確認の徹底。 器械導入時の入力誤りや入力漏れ。61年法律改正により受給資格が変更になったたが、記録管理が伴わなかったのではないか。基礎年金番号導入以前は厚生年金記録に住所が登録されていなかったため、本人記録と判断することが困難になってしまった。
5114	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	本来の年金記録の持ち主の特定や、未払いの年金がある場合の支給等を、一日でも早く行うこと	コンピューターに収録されていない「紙」で保存されている記録が大量にあることを、年金記録問題で知った。報道されて、お客様が事務所窓口に殺到したのを目の当たりにして、問題の大きさを実感した。	本来の業務より優先して、厚生年金加入記録の調査および回答に努めた。 これまでの長年の業務の迷行の仕方(業務処理マニュアルが分かりにくい等を含めて)に問題があったと思う。
5115	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。あれば逆に教えていただきたい。	システムの改善と、人の増員をすべきと考えます。	年金記録問題が報道されるようになりその中で、本庁における年金記録の管理方法について初めて知った事実もあり、厚生年金年金制度発足後67年の長い歴史の膿が出ていると思います。また社会保険庁組織として本庁と地方庁の一体性の欠如的な部分も問題があったと感じています。	いずれの問題であれ、今現場で働く私は、組織として過去の反省に立ち、正面からお詫びし、今から精神誠意努力することを伝え、感じ取っていただく努力を日々実行しているつもりです。毎日最前線でお客様の相談に応じる中で、お客様の信頼を裏切ることのないようお客様一人ひとりを大切にしていくことが、私たちの信頼を得ていけるものと自分なりに確信し、その小さな努力をしております。この小さな一歩一歩が組織にとって大きな一歩になることを願っています。
5116	地方庁	その他(社会保険事務局)	知らない。	専門的な知識を有する人員の確保が必要になると思う。システムの改善のみでこの問題は解決できるように思えない。現時点のこの問題のみを解決するという点では、厚生年金であれば統合できていない記録の事業所名をお知らせするのも解決策となるのでないかと思います。なかには自分の記録と偽る人がでてくる恐れはありますが。	年金記録問題を知ったのは世間一般と同じだったので、年金記録に問題があると認識するようになったのはそれからです。年金記録問題の存在を知ってからは、放置できない問題だと認識しましたし、自分が携わっている仕事がどれだけ重要なものかが改めてわかりました。	同じ問題を増やさないよう、解決しようと年金番号の確認を慎重に行ったり、業務マニュアルに沿った業務を徹底しました。定期便などのように定期的に年金記録をお知らせするということがなかったのが反省点として挙げられると思います。また、基礎年金番号制度ができた以降に年金統合ができていないものの整理が十分でなかったことも挙げられると思います。
5117	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	照会票についての回答や再裁定の処理を滞りなくするために、年金記録問題にかかわる部署の人数を増員し、一刻も早く解決ができるようにしなければならないと思います。	私が在籍したときにはすでに年金記録問題が始まっていました。国民から社会保険庁の信頼をなくしてしまったので、大変な問題だと認識していました。	少しでも信頼回復ができるように窓口相談や電話応対では、親切、丁寧に相手の立場に立ってわかりやすく説明するようにしています。 昔、基礎年金番号が始まる前、会社を変わるたびに新しい番号で取得していたのが問題だと思います。また、年金の手続きをするときにもきちんと確認をしなければと思いました。皆のことなので本人も忘れている場合があるので、こちらの方からも他にないかよく聞いてみなければなら
5118	地方庁	その他(社会保険事務所)	回答にあてはまるかどうかですが、オンライン上の記録で未統合のものがあったため、「消えた年金」という風にいわれていますが、本来基礎年金番号制度発足時に、回答いただいていたものの未処理が原因であると思われるものも相当数あったことが、記録問題の対応をしていく中で、明らかであるにもかかわらず、そういったところの責任問題・対応策等検証がなさすぎると思います。 その中で始まった、ねんきん特別便・定期便の回答方式は、十分な事前の記録整備を行わないまま、実施され、国民の皆さんへは不十分な記録の提供による混乱、現場へは処理体制の構築がされないままの作業開始など、悪循環による更なる混乱、煩雑さの増加を招いただけである。	新たな方策により現在まだ解決できていない記録の整備が必要であることは間違いありませんが、現在の現場(事務所)での処理体制は、処理しなければならない件数に対する人員配置及び通常業務(来客数・電話受信数)の昼に格差がありすぎて、回答状況が異なることはやむを得ない現状があります。今回の回答作業に限らず、今までも全国一律に作業を求められ、そのたびに特に大都市圏(被保険者の多い県など)での処理体制のひずみが生じていたのもかかわらず、なんら対応が取られていなかった。高齢な受給者の方も多く、早期解決が求められているが、今後の計画を明確にし、十分な説明の上、理解していただき、まずは一つ一つの事柄を整備していくことが上り、早期解決に繋がると考える。	紙台帳で管理していたものから、オンラインシステムに切り替えた時点の作業の完成度が低かったとしかいわざるを得ない。窓口・電話対応をしている中でも、旧台帳の記録等に該当したようなケースは、そのつど業務センターへ補正依頼し、処理するといわれていた。また、基礎年金番号発足当時の未統合についても、処理状況の報告はなかったと記憶しており、従来実施されていた58歳通知が届いて処理されていないというような問い合わせもあった。 しかし、庁・業務センターでは今回のように取り上げられるまでは、とくに指示・報告・検証もなかったので、現場は事案ごと処理・補正依頼対応ととらえていた。	58歳通知等の際、基礎年金番号発足時に回答いたにもかかわらず、統合されていないというような場合は、処理されていないことについて、お詫びを申し上げ、番号・記録を確認のうえ統合処理を行い、記録の確認をいただいた。 基礎年金番号制度が発足し、10年以上がたっている。その時点で、回答をもとめ、回答について処理を行っていないことが大きな問題と考える。そこできちんとした整理をした上で、現在行ったような名寄せ・旧姓等の突合作業を行っていれば現在のような混乱はなかつたはずではないでしょうか。現場では、そのつど照会でしか対応できず、不都合を感じていたが改善策はとられず、いろんなときにお客様の要望、事案の緊急性、改善などを申し入れても、現場と、庁・業務セ
5119	地方庁	地方社会保険事務局長	なし。	いわゆる「年金通帳」はコストフルな施策であるが、被保険者・受給者の手元に記録を確実に残し、確認できる体制をとることができるので有効なものと考える。 紙・コンピュータ突合せについては、費用対効果は疑問。 統合基番がない手番記録については、2年後を目途に公示。 期間照会については随時受け付ける。 新たなデータマイニングの手法が開発されれば、それを導入すべき。	現在在籍中の職員の一人として、平成19年以降、いわゆる年金記録問題の存在を知った。それまでは、年金記録データベースについては、定期的なメンテナンスが行われてきたものと考えていた。	当面の間は、個々の照会に対する期間調査を積み重ねることが効果的であり、期間調査の質(手法・深さ)を少なくとも県内では標準化することに努めた。 反省点としては、データベースの定期的なメンテナンスが長期的視点に立って結果的には実行されてこなかったこと。 なお、過去に従事した職員からは、データベースメンテナンスの必要性について将来的に問題発生が懸念されることが内部的には提起されていたが、本庁・地方庁総体として結果的には実行されなかった。 歴史的背景としては、健康保険偏重があったと考えられる。従業員・事業主・保険者の関係で運用され発展してきた社会保険制度においては、兎角健康保険証の交付が最重要課題であり、国の施策としても国鉄、米、健保の3k赤字が国家的な課題であり、医療に偏重した。 積み立て方式で運用され将来の給付とのタイムラグが生じる年金については、社会保険に関わる三者の間では相対的に重要度が低いものと認識されていた。現在でも厚年・健保ではなく、健保・厚年と呼称されている。 従事する職員についても、健康保険の保険証発行部署は花形部署であり、期間調査業務は重要視されず、経験者も少なかった。 同じく短期保険である国民健康保険では、保険料滞納に対し、批判は多いが、短期証交付という手段で保険料納付意識を高めているのに対し、社会保険では滞納があっても健康保険証は交付され、年金記録についても加入期間に算入されるという決定的な差異がある。保険料納付意識が相対的に低く、保険料納付とデータベースメンテナンスという基本が完遂しなかったものと考えられる。
5120	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成19年頃 基礎年金番号に統合されていない手帳番号がここまであるとは 知らず、重大なことだと思った。	一職員として、被保険者の方と接する機会がある毎に なるべく多くの情報を提供していただき、一件でも多く 宙に浮いた記録が減るよう努めようと対処してきた。 結果論だが、以前より広報等で宙に浮いた記録が多数ある旨を 周知し、問い合わせがあった際は本人と思われる記録がある点など 積極的に情報提供していたら、ここまで殺到することはなかったと 思われる。
5121	地方庁	その他(社会保険事務局)		組織としての指針を示し職員1人1人が同じ考えで業務を遂行していかなければならない。 そのためにも、意識向上のために研修や会議などを蜜に行い、スキルアップを図っていかなければならない。	採用された当初から、WMの記録と台帳の記録が突合していないのは認識していたが、現存記録のほうが正しいと指導されていたので、その旨説明をしていた。	現存記録に誤りがあるとのことなので、1件1件丁寧に記録を確認するようになった。 過去のデータの引継ぎが正確に行われていないことを認識し、期限を設けて解決するのではなく、たとえ時間がかかっても1件1件真摯に向き合い正しい記録にしていかなければならない。
5122	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		平成19年頃、連日のマスコミ報道にて記録問題の存在を知った。 当初は、5000万件の消えた年金と騒いでいたが、消えたわけでもなく、ただ記録を統合すればよいだけのことだと考えていた。しかし、世間の風当たりが大変厳しく、また事務所へ年金記録の確認で来るお客様が日に日に多くなるに連れて、大変な問題になってきたと認識する。	当時、国民年金課で記録調査、本人へ回答作成していた。窓口などにおいて、とにかく調査してもらいたい方に全員調査した。 オンライン化されていない当時の記録の管理に多少限界があったと思うが、その点が現在問題として大きくなってしまったと思う。
5123	地方庁	その他(社会保険事務所)			社会保険庁が最優先で解決しなくてはいけない問題。それを実行することにより国民から信頼が得れる制度になっていくと思います。 宙に浮いた5000万件の問題が生じた平成18年6月頃。	お客様の立場に立って懇切丁寧な対応をとり、一人一人に納得いただけるよう心がけました。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5124	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	今行っていることを、時間をかけてこつこつとやっていくしかないと思います。	被保険者・受給者の方の過去の記録を点検・調査・突合・統合していくのに、データが100パーセント残っているわけではなく、完全には解決できない問題。 平成19年、マスコミで騒がれだしたころ。	被保険者・受給者の方からの照会に対して、現状できうる限りの調査をすること。 例えば戸籍などのように、履歴として過去記録を残して遡ってたどれるように制度を構築しなかった点。
5125	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	社会保険番号としての基礎年金番号の住民基本台帳への統合等をすすめることで、年金番号が複数にならないような制度設計が必要。 また、統台帳等をみるシステムが不完全であり、本人の統台帳を見たい場合にも時間がかかり過ぎてしまう。記録照会をした場合どの台帳に記載されているか容易にわかるシステム構築が必要と思われる。 具体的には、今回ねんきん特別便を送付して回答を皆様からお願いした経過を考えれば、基礎年金番号からとくべつ便の回答を見られるようにすれば、今後の照会にも役に立つと考えられる。 また、過去記録の補正や本人から相談等を受けた場合に事跡を残すシステムがないため、経過がわからないことが多い。この部分も経過を残せるシステムが必要と思われる。現在のようにそ	平成17年入社した当時は、被保険者の方の記憶違いと感じていた。特に国民年金の納付については国保保険料の納付と勘違いしているのではないかという印象があった。 しかしながら、未統合の記録が5000万件あるとの報道で記録問題を深刻さを認識した。	窓口や電話等において、一人ずつ説明するしか方法はなかった。 反省点については、厚生労働省及び社会保険庁の問題意識の共有が不足していたと思う。 統台帳から機械への移行時期、基礎年金番号の導入の2つの時期に記録不備の台帳の数や整備、未統合の年金記録数を全職員が共有していれば、当時、年金相談や請求に来られた方にもこちらも年金記録に不備があるかもしれないとう姿勢で対応ができこまでの数や問題にならなかったのではないかと考える。また、被保険者本人に確認するという姿勢が社会保険庁に足りなかったとも思う。
5126	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	各社会保険事務所、各課で行える記録整備と庁で行えるものと分かれているので、一括集中で記録管理し整備を行うようにする。	全職員で早急に解決していかないといけない問題と認識している。 2年前ごろ国会、新聞等で出てきてから。	最重要課題として一件、一件着実に丁寧に対応しようとした。 オンラインに切り替わったときに整備できるものは整備しておけばよかったと思う。
5127	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	昭和61年法改正と平成9年基礎年金番号発足時から全職場を挙げて記録整備に取り組んでいれば、もっと早く解決への道が開かれていたと思いますが、現時点で最善の方法は専門知識を持った人材の集中的な投入に尽きると思います。さらに広域異動が必要であることは理解しますが、記録調査は各地域の変遷や傾向を知る地元の人間でなければ進まない面が多分にあります。民間や役所の垣根を払って全員で協力しなければいけないことも十分理解した上で、既存の職員を配置しないと、たとえ社会保険労務士レベルの知識があっても現在の複雑多岐にわたる年金制度には対応できないと思っています。	ご本人からの申請主義が大前提にあったため、自ら積極的に記録整備に着手しない問題は、平成9年の基礎年金番号発足時からずっと感じていました。	最低限自分が年金相談等で聞わったお客様に対しては、聞き取り等を積極的に行い、記録整備に努めてきました。しかし未統合記録全般に対しては特に意見提出等は出来ませんでした。現時点の反省点は、もっと早く計画的に皆様に年金記録確認の機会を持っていただくべきであったこと、また、複雑であるという理由に躊躇せず、年金制度の経過や変遷など理解していただけるよう広報や説明会などに力を注ぐべきであったと考えます。
5128	地方庁	その他(社会保険事務所)	思い当たりません。	ある程度の時間がかかっても慎重に確実に進めていくことが必要だと考えます。	本人の申し出による調査が原則だったので、未統合手番が存在することは給付業務に配置された時から知っていましたが、本人が社名等をきちんと覚えていなければ統合できなかったため、解決は困難だと認識していました。	記録問題が政治的な課題として取り上げられるまでは、本人への情報提供が限られていたため、本人への確認もある程度までで諦めざるを得ませんでしたが、そういった実態に庁全体で取り組むことが遅くなった点が反省点だと考えます。
5129	地方庁	その他(社会保険事務所)	遡付の未調定の件数の多さがあります。遡付が適正にされていたかどうかです。	郵便だけでは限界があると思います。対面が一番なので、休日開庁や出張相談を有効に生かせるように市町との連携や、広報の拡大が重要と考えます。	特別便のときからです。個人差はあるでしょうが、生活にかかわることなので、迅速に対応し回答するのが責務であると認識しています。	問題には原因があるとは思いますが、長い歴史の中での問題ですので、原因の追及よりも、個々の記録の判明をさせるための作業が最優先だと思います。制度そのものが不信感をもたれていることが現時点での問題なのであって、制度そのものには改善の余地はあったとしても、問題点はないと考えます。制度ではなく、その枝葉の部分、たとえば届出の方法であったり、市町との連携であったりが改善策として挙げられます。また、特別便や定期便、またほかにも被保険者や受給者のかたにお送りする郵便物は多すぎると思います。被保険者だけでなく職員も混乱します。私はすべてにおいて広報活動を最優先に記録判明に活用すべきと考えます。
5130	地方庁	その他(社会保険事務所)		現場は大変だね。と他人事のように地方事務局に言われるたびに、職員全員が現場意識を共有できていないと感じる。全員が記録問題を共有して現場に携わる仕組みが必要	年金相談の他課応援時にありえない訓読みで氏名登録してあったり、生年月日が間違って登録してある古い手番記録にあたることがありました	本人が手番手帳を紛失して相談にこられたとき、損登録があるのではないかという認識で確認行為を行う必要がありました。本庁も地方も現場の問題を軽く扱わず、小さなことでも本気で分析するべき。現場で起こっていることが現実のすべてです
5131	地方庁	社会保険事務所課長級以上		被保険者・受給者への情報開示及びねんきん定期便等のお知らせを一定期間続けることにより、皆さんが納得いかれるまで記録確認・整備に努めることが重要と思います。	カセット保管の記録があることは知っておりましたが、それとは別に入力されていない統台帳が存在し、また氏名等収録がされていない記録が多数存在していたことは平成19年に作業依頼があって初めて知りました。	記録確認作業については、相談対応時も含め知りうる限りの方法により、丁寧に確実に事務処理するよう心がけました。 【反省点】 年金の記録は歴史があり膨大であるため、予算の関係等諸事情があったでしょうが、記録の確認作業を何十年も前から行うべきであったと思われます。
5132	地方庁	その他(社会保険事務局)		一人一人の年金加入記録が正しいものとなるように、ねんきん特別便など来提出の人には提出してもらうように戸別や電話で促す。未統合の手番など本人らしき疑いのある人には電話などで、他に記録がないか聞く。	正しい記録を管理しなければいけないこの職場で、あってはならない問題だと思った。	窓口や電話などで、正確な年金記録となるように忘れてしまった昔の記録を思い出してもらうように努力した。
5133	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません。	職員を増やし、一丸となって精一杯努力する。	職場に入った時(平成4年)、資格照会をしていて、名前がもれている厚生年金の記録をたくさん見てきました。他にも記録の不備が多いので、お客様にご迷惑をおかけすると思いました。	今、年金給付課所属なので、記録の不備等でご迷惑をおかけしたお客様に一日も早く追加分の年金が支給されるようにしています。現時点ですますと統台帳から機械化にした時の処理が不適切だった点が、反省すべきだと思います。
5134	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません	特にありません すでに行われていますが、記録のWMへの完全収録が効果があると思います。	厚生年金の記録漏れについては、年金手帳を本人が保管していればほとんどは確認できるものだと思います。勤務を変えるたびに年金手帳を新たに取得するなどしたため、記録が分散しているものがあると思われます。それは年金手帳の重要性の周知が不足していたためと思われます。 統台帳からWMに記録を移した際、旧台帳の収録が不十分であったり(カセット閉や氏名・生年月日未登録など)、誤った氏名・生年月日の収録がされていたため、氏名索引だけでは判明しないケースが見られました。WM移行時の確認不足などの問題があったのではないかと思われます。	記録確認の際、相談者の話をよく聞き、勤務していた事業所の名称や本社等の有無などを聞き取るよう勤めました。また、氏名・生年月日等が正しく登録されていない場合など、同僚・事業主など確認できることを聞き出し参考にしていました。 期間調査は、ある程度経験が必要な部分があると思われます。(事業所名なども本人の記憶と正式名称が異なることがある等)そのため、正確さを求めるなら、調査にはある程度の時間が必要だと思われます。時間の制約と調査の正確さの折り合いが難しいと思います。
5135	地方庁	その他(社会保険事務所)	不明	記録調査を期限付きで処理をするのは無理に近いと思います。時間をかけ、誤処理が無いように正確に処理をするのが、今後の信頼回復にもつながるのではないかと思います。制度発足当時の記録(台帳)を見つけるのがどんだけ大変かわかっていないと思う。	こんなに未統合記録があるとは思いませんでした。知ったのは、問題が発生する頃だと思います。	発足当時からの制度に対する本人、事業所、国の広報とにかく全体が制度を軽視していたのではないかと思います。対応はとにかく誤処理が無いように、時間のかけなければいけないものと、そうでないもの判断し対応するように心掛けるようにしています。
5136	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	効率的に進める意味で、特定できていない手番記録について、別人判断などしている事積などをオンラインデータで判別できるようにしたらどうか。絞って調査を進めたほうがいいと思います。最近記録関係はタッチしていないので、私の情報把握漏れであれば取り消します。	本人より申出があれば、ある程度の記録は整理ができると考えていました。オンラインにはいっていないものや不備の記録や統台帳記録との不整合などはあることは知っていましたが、こんなにたくさんあることは問題が公になって実際に氏名登録作業など行う中で驚きました。	当初は氏名や資格記録の入力整備が中心だったので、一つでも整備を進める意味で確認作業をしつつデータ入力を中心に行っていました。その後は訂正後の再裁定事務の事前確認作業などを行ってきました。現在は任務分担の関係で通常業務を中心にしていますのであまり直接記録関係にはタッチしていません。現時点で見た場合、一定体制が整備されてきましたが、いまだオンラインデータと反映されていないマイクロの記録があるのが気になります。
5137	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。	年金記録問題が白日の下にさらされたとき、私はまだ仕事をはじめて1年目でした。先に不正免除の問題があり、その解決に全力を注いでいたため、更にそのような問題が存在するとは、思ってもみませんでした。	上記のことから、まず年金の歴史等について資料を集め、記録問題の全容を把握するところからはじめました。次に知りえた情報を、窓口で、お客様に、どのようにご説明すればよいか(わかりやすいか)を考え、年金特別便窓口における接遇の様式を模索しました。末端の窓口対応職員として、記録問題に対する取り組みの中で、もっとも問題と感じたのは人員の不足です。繁忙期の年金特別便窓口には、常時200～300人のお客様が並んでいました。半日以上お待ちいただく場合もありました。他県では、そこまでの状況は発生しなかったとも聞きます。もっと柔軟に、広域での人員配備を変更できていれば、お客様をあれほどお待たせすることもなかったはずです。 また、調査の時間、再裁定の時間がかかりすぎることも問題であり、内部手続きの簡素化など、
5138	地方庁	その他(社会保険事務所)	オンラインへの完全なる収録。(死亡者も含む)	社会保険庁に保管されている旧台帳の完全なるオンライン処理(被保険者記号番号収録を含む)。それに伴う各社会保険事務所での補正。 各県または社会保険庁に記録整備のみの係を新設し、庁の旧台帳の収録をまず行うべきと考えます。	年金問題が起こったのちも暫くは事業所名称や得喪を説明すには、年金の過払いによる返納金まで考えて、戸惑いもありました。 年金記録問題の存在については、報道をされるまで問題という思いは残念ながらありませんでした。	喪失ファイルの補正の入力者が事務所で1名のみであったが、システム管理官に私自身も入力ができるように解除してもらいました。また、被保険者の相談より前に保険者名簿を元に手番に得喪はあるが、被保険者記号番号が収録されていないものをピックアップして入力を行いました。
5139	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	なし	大変な問題であり、報道があってから。	その日、その日の対応に追われた。報道と国会に振り回され、計画的に対処できなかったのでは、ないかと思う。
5140	地方庁	その他(社会保険事務所)	WM上での脱退手当金受給画面の不備があった場合に、名簿を添付して業務センターへ補正の依頼を行っているところだが、確実に脱退手当金を受給していると思われる場合にも、その事実が取り消しされて年金記録として復活することがある。	もちろん脱退手当金が取り消しされれば、その方にとっては有利であるが、公平性にかけると思う。 実際に、不備があった場合には、どのような回答がくるか分からないため、お客様にも説明があいまいになっている現状がある。万が一、知人同士で、取り消しとなった人と、脱退手当金のままで年金額で反映されないという方が判明した場合には、また問題となってくるだろう。 おそらく、はっきりした証拠がないため取り消しとなるのだとは思われるが、WM上で脱退手当金の支給画面があるのだから、当時の支払い記録がなくてもある程度事実に即して記録整備が行えるよう全国統一マニュアルが必要だと思う。	『年金のぞき見』の報道がされた頃から、社会保険事務所の悪しき部分が露呈し始めたと思う。実際にその後の『宙にういた年金問題』等、私自身は職場の中というより、新聞・マスコミ等の報道から認識したといえる。 H8年頃に業務課に配属され、期間調査の仕事をしていた時に、WM上に記録がなかったり、氏名がなかったりとのたくさんの不備を補正していたが、こういった不備を正しくしていくことが自分の仕事と思ってやっていたので、当時、年金記録問題へ発展するとは思っていなかった。	年金記録問題の対応としては、日々の業務に加えて、電話督励、期間調査、氏名の収録、休日出勤等、できる限りの努力をして現在に至っているものである。 こういった日々を経験して、当時の職員のいいかげんさを身をもって感じた。 たとえば、お客様の氏名についても確認することを怠り、適当に読めるまま収録したりといった現状があったからこそこういった問題解決にも時間がかかるのである。 私は社会保険事務所に採用された当時から、自分の仕事には責任と誇りを持っている。これから、日本年金機構で一緒に働いていく仲間とは、当たり前のことを日々きちんとすることを徹底していきたいと思う。 一生懸命やっている姿は必ずお客様に通じる。まだまだお叱りの言葉も多いが、励ましの言葉もいただける。お客様の信頼回復に向けて、日々努力していくのみであると思う。
5141	地方庁	その他(社会保険事務所)				
5142	地方庁	その他(社会保険事務所)				
5143	地方庁	その他(社会保険事務所)		・人員が足りないと思います。年金記録問題の他に通常業務と並行してこなすには今の人員では対応できないと思います。	・個々人の生活設計などに関わってくる重要な問題。採用されてまだ三年目程度なので、この問題についてはニュースの報道等によってはじめて知りました。	・調査回答や再裁定処理の遅れが問題点であり反省点であると思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5144	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上			被保険者の方から納付された保険料がバラバラな記録として存在していて、現在年金を受給されている方これからされる方々に多大な迷惑をおかけして大変大きな問題だと認識していました。問題が存在することを知ったのはニュース等で大きく取り上げられだした時だったと思いま	事務所の書類等の保管の状態がすごくずさんだったのが大きな問題点だと思いますが、年金の制度を国民の皆様方に知ってもらう周知の仕方、書類等の受理の際の確認の仕方、事務所等での処理チェックの仕方、事業所での書類の記入の仕方等、再度検討し徹底していく事が大事
5145	地方庁	その他(社会保険事務局)			これほどまでに大きくなる問題とは思っていなかった。記録の補正依頼は日頃からあった事なので、記録に誤りがあっても仕方のないことなのだなという感じであった。 こういったことの存在は勤めてから半年程経ってから知ったと思う。	あってはならない由々しき事態であると考え直した。記録の補正処理を早め早めに行い、早期解決に向け努力した。 年金番号の管理の甘さ。 今でこそ基礎年金番号という一人の生涯に一つの番号で管理しているが、それ以前の制度では各年金制度で番号が付番されていた。また、番号を忘れてしまった時にはその際にまた新しい番号を付番していたということで、大変な数の年金番号が払い出されてしまった。この事から各人に対し、いったいいくつの番号を持っているのか把握できなくなってしまった事によると思う。
5146	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じあげません。	専門知識をもつ人員の増員、および適材適所の人材配置の徹底による事務の効率化をはかるべきと考える。	社会保険制度の根幹を揺るがしかねない重大な問題。マスコミに取り上げられ、世間一般に知られるようになってきた頃。	お客様の立場に立ち、失った信頼を取り戻すべく、相談業務において、それまで以上に懇切丁寧な対応をするよう心がけた。 問題解決に向けた時間的目標設定および被保険者や受給権者に対する情報提供はもちろん重要だが、これまではその点ばかりを重視するあまり十分な準備がされぬまま各種通知等が送られ、お客様が各地の社会保険事務所の窓口に殺到したため現場が混乱し、逆に業務の迅速性や正確性が犠牲になり、それが国民の更なる不信感を招くといった悪循環に陥っているように感
5147	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思いつきません。		未統合の年金記録について、今までは、遅くとも年金請求時には調査され判明するものと考えていたが、実は調査不足等により正しい年金が支払われていない方が予想以上に多くおられるということを知りました。 この問題を知ったのは、3～4年前ごろです。	接客業務を担当していますので、その都度、年金記録の回答の周知・記録の確認、統合に努めました。 基礎年金番号導入時に回答がなかった方に、徹底的に調査していれば、ここまで多くの未統合の記録を残すことはなかったと考えます。
5148	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在は少し落ち着いたように見えますが、判明した記録により再裁定の業務が膨大で年金給付課はいまだにその対応に追われています。また、再裁定や時効特例の支払いが遅いといった苦情が大変多く、その対応で、日常業務に大変な支障をきたしています。苦情処理の時間がなければ現場ではもっと記録整備等に多くの時間をかけることができます。 支払いまでの時期は3ヶ月程度とされていますが、再裁定の中でもいまだにかなりの時間を要するものも数多くありますし、時効特例にいたっては業務センターに問い合わせをしても1年半と回答されます。高齢のお客様に支払いは1年半後ですと説明をしても理解を得られないことがほとんどです。ぜひ時効特例の支払いまでの期間の短縮を望みます。	私は採用になってから3年目に年金給付課に配属されました。その時期に 裁定請求書を受付・審査する際、手番確認のため、氏名索引をしましたが、 そのときに手番の多さにびっくりした記憶があります。また、お客様から他にも勤めていた会社があると申し出を受けた際もWMで検索しましたが判明しないことも多く、当時は厚生年金に加入していなかったんだと思っていましたが、今思えばそれも年金記録が不備で判明しなかったのではないかと思います。その後、庶務等の業務についていた時期が長く、年金記録問題について具体的に 対面する機会がありませんでした。年金記録問題が報道されるようになってから、自分の想像をはるかに超える件数の不備があることを知り、非常に驚きました。それまでは私も含め、周囲も	ねんきん特別便で事務所が大混乱の時期に所全体が一丸となって取り組んできました。ひとりひとりの記録をどのように探すかノウハウを学び、必死に窓口対応をしてきました。 しかし、年金問題に知識の浅い若年者等や社労士等も多く説明誤り等も多く起こっています。職員の知識の向上のための研修等が足りなかったように思います。
5149	地方庁	社会保険事務所課長級以上	他に思い当たることはありません。	過去の記録の再確認作業が中心ですが、特別便、定期便に対する本人からの申し立てに対して対応することしかないと思われる。 確認作業については、一般事務への影響を考えれば集約して対応に当たる事がよいと思われますが、必要な人員を確保する必要があると思います。	採用当時から、資格照会業務があり、番号の重複取り消し処理の件数も多くありましたから、一人で複数の手帳番号を有している方が多く存在していることは承知していました。 これらの解決方法は、本人からの申し出がなければ何も出来ないものだと思っていました。	会社の担当者に、資格所得提出時の窓口対応のときに、他に手帳を持っていないか確認していただけるよう注意喚起していました。 基礎年金番号導入時に、現在のような本人通知を行い記録整備について実施できればよかったと思われます。
5150	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録調査に携わる職員及び非常勤職員を増員し、集中して事務処理を進めていくべきだと思います。非常勤職員のみ増員しても、それを指導する人が少なければ、解決時間は短縮できないと思います。	国民の信頼を失う大変の問題だと思います。 存在を知ったのは、報道等で世間を騒がせたときからです。	現在は、会計の仕事をしていますので、年金業務に携わっていませんが、事務所支援、夜間、休日の支援を積極的に行いました。
5151	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に承知している事はありません。		平成7年当時に年金相談窓口に就いた時に、複数(タクシー運転手のケースでは5つ以上)の厚年手帳番号を保有している方が余りにも多い事に驚いた。 その上で、女性であって就職するために生年月日を偽って厚年加入している方や、理由があって偽名で就職し厚年加入している方もあり、その双方の問題が重なることから、正確な年金加入記録が行政、個々人のいずれにも把握されていないケースが存在している事に気がついていました。 また、こうしたケースに該当するほとんど全部の方は、厚年の被保険者証や年金手帳を保管されていない事にも気がついていました。 これらは、行政が例えば「一人一生一番号」といったような、分かりやすい制度説明をしていなかった事が最大の問題点と感じていました。 そうした中で、平成9年から「基礎年金番号制度」が発足したのですが、そもそも厚年手帳番号でさえ統合されていなかった状況下で、国年手帳番号まで含め基礎年金番号とされたのですから、混乱するのは必至でした。 また、この基礎年金番号制度は平成9年1月1日から施行されたのですが、社会保険庁から取扱いに関する通知が届いたのは、1月中旬(発出日は平成8年12月28日となっていたのですが)であり、地方庁にあっては十分な準備や広報時間が取れず、いわば「見切り発車」でスタートしなければなりませんでした。 その後、間もなく「過去記録の整備」といった、現在の「ねんきん特別便」と同様な施策が取られましたが、そもそも基礎年金番号制度が「見切り発車」であったことから、国民に対する制度説明等ができておらず十分な記録統合に至らなかった事が、現在の年金記録問題に繋がるひとつの	当初、上記の問題点に気が付いたのが年金相談窓口であったため、年金の裁定請求時には「執拗に過去の年金加入を聴き出す」事に意識を置いて仕事にあたってきました。 ただし、当時はそうした「聴き出し」に関するマニュアル等もなく、全ての年金相談窓口で同様な取組みがなされていたのかは分かりません。 反省点としては、行政は「申告制なので申告があるまでは待ちの姿勢でいい」と考え、国民は「(十分な制度説明を受けていないために)国が実施している制度なので心配ない」と考えるなど、結果として双方ともに年金記録を管理するといった意識が欠如していたものと考えます。 もちろん、これは国民には責は無く、年金についての制度説明を十分に行わなかった行政に責任があるものと考え、こうした現場の声を国に伝えられなかった自分に反省している次第です。
5152	地方庁	その他(社会保険事務局)	未統合記録の存在は知っていましたが、件数を聞いて驚いています。	未統合記録については、最後まですべての記録を見つけることは不可能です。国民が費用対効果をどこまで求めているのかを判断して、一定の区切りが必要ではないでしょうか。膨大な費用をかけても、できること・できないことがあります。 今回の未統合記録を解決するために一番必要なのは、過去の経験者・地元での情報を数多く知りえている職員を有効に活用することだと思います。地名・事業所名など詳細なところは地元職員が把握しています。一定の人事異動による組織の活性かも必要と思いますが、有効活用の観点から年金事務所へ一定の地元職員の配置を要望します。	年金請求時に未統合記録が数多く存在することは年金給付担当になってから知りました。 未統合記録は本人からの協力がなければわからないことも多く、必ずしもすべての国民が年金制度に協力的ではなかった(制度が難しいこともあったと思いますが)と思います。そのため、平成9年の基礎年金番号導入時に案内したお手紙が、10年以上経過して最近初めて開封された方も多くいました。 しかし、行政側も基礎年金番号導入後積極的な対応はしておらず、年金請求時に確認をすれば可能との判断もあり現在に至っていると思います。今からすると、もう少し早く対応していればよかったのかと思います。	未統合記録については、年金請求時はもちろんのこと各種相談時には声をかけ記録を調べていました。具体的には、20歳から60歳までの年金記録について未加入期間がどうか、未加入期間がある場合にはなぜ未加入なのか(カラ期間など)を聞き取りしていました。しかし、近年は業務増・人員不足も重なり細やかな対応が難しいのが現状でした。
5153	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		基礎年金番号導入後に統合されていない手番がかなりあることは認識していたが、年金裁定時に統合されれば問題ないと考えられていた。そのため年金手帳を複数持っていた場合も積極的に届出を求めていなかった。その程度の認識しかなかったが、一連の調査結果から年金受給世代においても、かなりの未統合記録が存在することを知った。	来客、電話による問い合わせが殺到していたため、その応対を最優先とした。 また、払い出し番号等の確認作業を迅速に終了させることを取り組んだ。 記録管理のずさんさが一番の問題点であり、生年月日の簡易登録など問題外である。年金手帳番号での記録管理を過信したことと、年金裁定時に本人記録がすべて整理されると考えていたことが、反省点と思います。
5154	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	現在公表されている問題以外についてはわからない。	現在行っている個人に対する調査、及び現存する紙媒体の確認等による個人特定による確認	一つの制度内で複数の年金番号を有している人が存在することは採用された頃には認識していた。その後、オンラインが導入されたことにより、年金を請求する時点で職歴を十分確認する必要があることを認識していた。 標準報酬等の改ざんについては今回認識した。	オンラインの導入が行われたことから、氏名、生年月日による索引により、ほぼ全て検索できる。また、年金請求時に本人の申立てにより補完できると思っていた。 標準報酬等の改ざんについては、法令遵守というあたりまえの意識が、職員全員に浸透していなかったことにより発生したことである。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5155	地方庁	その他(社会保険事務所)	無し。	年金記録問題に関係する作業に携わったことがないが、問題を一つずつ解決していくことが重要だと考えている。(問題の放置や、問題が膨大だからといって適当な処置をしない) お客様に正しい情報をわかりやすく届けるようにすべき。(マスコミに揚げ足を取られないように報道に対する注意が必要)	・どのような問題と認識していたか →記録方法(データ整備方法が未発達な時代からのデータの積み上げによる、データ上の矛盾・不備)、制度改正、(意図的な)人的行為によるデータの破壊 ・問題が存在することを知ったのはいつ頃か →平成18～19年ごろ	・あなたはどのように対応しようとしましたか →年金記録問題に関係する作業に携わったことがないため、未対応。 ・この問題についてどのような点が反省点として挙げられる →お客様への説明不足(制度が複雑)
5156	地方庁	地方社会保険事務局長	・知りません	・現在、実施してるもの以外は特に思いつきません。	・厚生年金にカセット収録記録があること、氏名、生年月日の未収録状態の厚生年金記録があることは知っていましたが、本人からの期間照会で収録されるものと思っていました。上台帳のままコンピュータ化されていない厚生年金記録があることはこの問題が生じるまで知りませんで	・職歴の確認や同僚の名前を教えてもらうなど、期間判明に繋がるものを聞き取りに心がけた。 ・コンピュータ化の際に過去記録の整備の取り掛かりが遅すぎた。
5157	地方庁	その他(社会保険事務所)	①全く資産もしくは事業実績(取引等)が無いにも関わらず社会保険適用になるために法人(事業実態に疑いがある場合もあり)となり、加入後、社会保険料を一度も納付せずに加入し続ける事業所がある。 ②資産・事業実績が無い滞納事業所(多数が事業主のみ加入)で、社会保険料以外にも税金等も滞納しているにも関わらず法人であるだけの理由で加入できること	①すべての法人事業所が強制適用を条件に滞納した際、一定のルール(滞納月数・滞納額等)で事業主に対する給付制限(医療・年金)もしくは罰則規定が必要	過去・現在・未来において、すべての職種・職場には問題があると思っている。	今、任せられた業務を適正かつ正確にこなすだけでしかないと思う。
5158	地方庁	社会保険事務所課長級以上	世間一般に知られていないことで、私が知っていることはありません。	できるだけの記録の整備をした後の情報開示	社会保険事務所に入って7年目で、健康保険の仕事をはじめたころ。 健康保険証の発行を急いだ結果、WM上、同一人と思われる人がいるにもかかわらず年金手帳の発行を行った事。 その後の処理として、重複取消届や再交付申請書を事業主を通じて提出するようお願いはしたが、最後までの徹底はできたか不安が残った。 (事業主によっては、過去の職歴を確認していただくことが、プライバシーの侵害ではないかと拒否されたこともあります)	勧奨文書の発送したあとは、特に対応をとらなかった。 一人にひとつの番号をという考え方が徹底されてなかったし、先並に相談しても、本人が年金請求のときに申し出すべきことで、職員のののなすべきことという意識が低かったと思う。 その頃から、少しでも記録の整理を進めていればと思う。
5159	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		個人情報の業務外閲覧については、テレビ報道で知りました。実際、勤務中に興味本位で検索している職員の存在も認識していましたが、個人的に興味はなく、当然、職権乱用と思っていましたので私自身が閲覧を行ったことはありません。ただ、当時は個人情報の取り扱いに対して、組織自体の認識の甘さがあったと思われます。やはり根本的な社会保険(事務所)体質の改善が必要だったのだと思われます。	社会的に年金問題が噴出してからの3年間を、年金相談窓口業務で身をもって体感し、個人個人のお客様の社会保険庁に対する不信感や、やり場のない怒り・漠然とした年金制度に対する不安感など、それらの問題を少しでも解消できるよう、わかりやすい言葉で年金相談に努めてきました。 制度自体の問題点については、法の改正にゆだねることしかできなくて、もどかしい思いもしましたが、お客様個人の年金記録をもとに、具体的な年金額の説明や、お客様の疑問に真摯に答えることによって少しでも安心感をもってお帰りいただけたら、との思いで業務に取り組んでいました。 現在は、個人記録の保護に対する職員の意識も格段に上がっており、その問題に対しては過去の過ちを繰り返すことはないと思っておりますが、年金制度自体の複雑さや、改正による変遷などを考えると、窓口対応をする職員自身のスキルアップが必要不可欠だと思います。
5160	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	お客様、ご本人の協力がなければ、年金記録問題は終わりません。 まずは、御来所して相談していただくことが大切だと思います。	年金特別便が始まるまでは、まだ年金受給していない方の分が基礎年金番号に統合されていないだけの問題だと思っていましたが、実際に年金得特別便が送付され、連日多くの受給者がもれていると相談されて、年金記録問題が、大きな問題だと知りました。	何よりも、大切な年金のことを知りたいと思って来庁されるお客様の立場に立って、待ち時間の 年金相談窓口を担当していますが、お客様が来所していただいたことをチャンスととらえ、別の相談できた方も年金記録の漏れがないかを確認するようにしています。 年金記録の管理するということは、お客様の将来の年金を大切にお預かりしているという認識のもとに、お客様本人、事業所、社会保険庁がそれぞれの責任を持つことが必要だったと思いま
5161	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	時間を掛けても出来ることから一歩一歩行うしか方法なし、特別な方策なし。	オンライ機器が導入されて、年金記録の保管方法の概要が分かってから。個人の記録を扱う以上どうすることもできなかった。	個人の記録を特定する方法が、本人に照会しなければいけないから、今の基礎番号制度を使用している限り、待ち主が判らない記録は将来も発生する。 住民票コードとの併用制度に変えるべきでしょう。
5162	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	古い記録については、マイクロで確認できるが、WMが導入されてからの書類については、保存期間が短いので、これからの記録については、できれば、紙のデータを保存しておくとよいと思う。	マイクロの記録が、正しくWMに登録されていない。 (氏名、生年月日など) 年金給付課に配属された時に、窓口対応の人に、年金裁定時の本人記録確認に、テクニック(難しい名前の方は別として)が必要と聞いた時。	期間調査など、名前、生年月日の記入誤りなども見込んで、幅広く調査を行った。本人申し立て記録以外が、手番に入っていれば、必ずマイクロ、扶養家族なども同一か確認した。 それまでは、紙台帳の記録は、すべてWMに入っていると思っていたが、そうではなかったこと、それに対してチェックされていなかったことが、一番の問題点で、反省点だと思う。
5163	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録第三者委員会において、納付記録のが訂正されているが、本来時期的に収められない保険料まで訂正がされている、本当に収めている方々の納付意欲を損なう新たな問題である。	きちんと検証をした上で本当に妥当かどうかきちんと判断をするべきであり、目先の印象ばかりを気にしているとしか思えず、問題を解決どころか新たな火種を生んでいると思う。	特にそのような事は、思うませんでした。 今現在の短絡的な方策のほうが問題だと思う。	あまりにメデイアを意識しすぎて本来取り組むべき課題に取り組めていない事。
5164	地方庁	その他(社会保険事務所)	私は山形県で1年ほど記録の調査業務を行いましたが、年金受給者の方で基礎年金番号に統合されていない手番として存在はしているけれど、本人の基礎年金番号をみると既に記録としては収録済といったケースがわりと見受けられます。これは年金の裁定時に今ほどの記録の検索システムが発達していなかったため仕方のないことだと考えられます。ただ、そう考えると未統合の記録の中からも減らしていくことができると思います。これはあまり問題ではないでしょうかね？また、窓口でお客様の声を聞いて思ったのですが、年金の記録問題を正確にとらえてらっしゃる方がほとんどいらっしゃらない、ということが一番の問題だと考えられます。	最初の点に関しては、お手数ですが、窓口や年金定期便などで記録の確認をしていただくしかないと考えています。2番目の点に関しては、これは厚生労働省だけではどうすることもできないと思いますので、文部科学省と協力しながら学校教育の中に年金に関する知識を教えていけるように取り入れてもらうと良いのではないかと考えています。	年金の記録問題がマスコミで報道されるようになってから知りました。年金の記録は、過去に先並方が行ってきた仕事の積み重ねであるとこは言うまでもないことです。そのため、今、年金行政に携わっている我々は先並方の仕事を信じるしかないないです。	まず未統合の記録が判明した際には必ず、統合を行う。これは当然、今までもこれからも行っていくことです。また、年金不信ということは年金の制度をよく知らないから起こっているためとも考えられます。そのため、ぜひ文部科学省とも連携を深めて学校教育の中にも年金の話を取り入れてほしいです。
5165	地方庁	その他(社会保険事務局)	・一定の期間より前に裁定された方の厚年喪失ファイルについて、地方庁から社会保険庁業務課に進達された被保険者原票をそのまま登録せず、次の様な処理がされているため、原票・名簿との突合に苦慮するケースがある。(整備欄が「31－2」(？)になっているケース) ①事業所記号がオール「0」 ②喪失・取得が同月であれば、取得区分「3」で繰げられている	・当時の社会保険庁業務課の処理方法がわかりませんので、経験者の意見を参考にしてください。	・平成2年に期間照会担当者となった際、端末で確認できない記録(名前の漏れ、カセット未解除等)があまりにも多く、尋常ではないと思った。先並に「なんとかならないのか」と問うも「どうにもならない」と言われ「そういうものなんだ」と理解した。	・どうにもならない原因として ①コンピューターのキャパシティーが少ないため ②あまりにも膨大で人員が確保できない と推測し、当時、自分の管轄だけでも確認しやすいように ①生年月日索引簿に名前を書き込む 作業をした。 前任者(またその先代)は、紙方式の事業所検索簿を作っておられた。(「広島」の次の名称を「いろは」順に整理したノートや、[redacted]の事業所名・合併の変遷をノートにしてくれていた。) ・問題が適切に上部へ報告されない構造に問題があったと思う。 ・ただ、現在も、問題を上部にあげると煙たがれる気がするため、直接報告する方法も構築してほしい。(しらないだけならおしえてください)
5166	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	厚生年金保険の被保険者記録において、昭和17年から昭和20年代のいわゆる旧台帳記録がオンライン上に反映されず、手番記録として残っているものが相当数あると思われる。中には、既に年金記録そのものが基礎年金番号に統合されたものもあるが、これらの記録整理は被保険者の年齢も高齢であり、死亡された方が多いため、厚生年金記録の調査申出の提出があっても、すぐに確認ができず、社会保険業務センターに照会し、カセット解除の処理を依頼(オンライン入力)してからでないと、記録確認ができない状況である。また、業務センターのカセット解除処理にも相当時間がかかるため、記録回答処理にも時間要している。現在、地方庁では旧台帳記録については、戸別に電話等により瞬歴確認等をし、記録照会をしてはいるが、これらの問題の解決には、相当な時間と労力を要する。	これらに該当する、社会保険業務センターでのカセット解除処理を全て行い、オンライン上での記録確認(事業所記号番号は登録されていないが、氏名、生年月日、性別の確認はできる)をスムーズにできるようにすべきである。	平成9年1月に基礎年金番号が導入されてから、国、社会保険庁が番号統合処理及び記録整備をもっと徹底し、計画的に事業として進めていくべきであったと思う。今回問題となった基礎年金番号への未統合番号が未整備になっている部分については、窓口相談時における年金裁定請求時受付に本人への記録確認をする際には、実際に多く、認識してはあったが、年金受給者がこれだけ多く、記録統合もれがあったことは、平成19年4月頃から、実際に報道等が多くなり、窓口での相談対応をする中でわかってきたことではあった。	年金記録問題により、多くの国民の皆様にご迷惑をおかけしたことを、常に意識し、窓口、電話での対応では、どのような対応が難しいお客様にも、まず、お詫びする姿勢を忘れずお客様対応を行ってきた。やはり反省点としては、先にも記入しましたが、平成9年1月に基礎年金番号が導入されてから、国、社会保険庁が一体となって、番号統合処理及び記録整備をもっと徹底し、計画的に事業として進めていくべきであったと思う。
5167	地方庁	社会保険事務所課長級以上		現在行っているとおり、文書によりお知らせを送り、お客様からの申し出により記録統合を行っていくほかないと思います。	厚生年金の期間照会業務を担当していた平成5年の時、未統合の記録がかなりあることを知りましたが、お客様が年金受給年齢に達し年金請求をした時点で統合できると思っていました。	早くから社会保障番号のようなものを導入し管理しておけば、現在の年金記録問題は起こらなかったのではと思います。
5168	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
5169	地方庁	その他(社会保険事務局)	同一人物であっても厚生年金の記録と国民年金の記録で氏名(姓)や住所が異なっている場合がある。	国民年金の記録と厚生年金の記録の入力について基本的にシステムの相互性がない部分があり、どちらの記録入力をしたかで一方しか記録が更新(塗り替え)されないものがある。被保険者から各種届をいただく際に、双方の記録がこの届けによって上書きされ統一されることを承諾いただくとともに、システムとしてはどちらの入力を行ったとしても上書き前の記録を履歴として参照できるよう、システムを作り変える必要性があると思われる。	平成9年の時点で基礎年金番号統一の手続きをされていない方の中で、それ以前の記録が国民年金、厚生年金両方ともある場合、統合手続きをしていないため、その時点で現存でなかった記録が未統合となっている。または、新しく加入手続きを行う際に、以前にも加入記録があるにもかかわらず自身の基礎年金番号を把握していないため、新しい番号の払い出しを行い、記録が二つもしくはそれ以上に分かれてしまった。	対応としては、各種加入手続きの際に、同一人物で別番号の払い出しがないか、指名検索などを用いて入念に確認後、入力を行った。また、別番号の確認がとれた方については、直接連絡を取り、来所していただいて手続きを行った。 年金問題の反省点としては、統合の届出をされなかった方に対して、届出がないため、そこで終わりとしてしまうのではなく、必要性を理解していただくことが最優先であったと思われます。届出後先でなく、内容を理解していただく説明を、誠意をもって行うことが必要だったと思います。
5170	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	(6)においてわかりませんので、(6)の解決策についてはわかりません。	私は、基礎年金番号制度が導入された後、3～4年後に採用され、採用後のOJT等の中で、基礎年金番号に統合されていない記録があるというのを教えられていました。それは「平成9年に社会保険庁から本人へ通知を送ったが本人から返答がないなどの理由で統合ができていないので、順次統合を進めており、年金請求時には必ず未統合の記録がないか確認するように」との教えでした。 採用当時からそのように教えられており、そういうものという風に教えられてきたので、このような大きな問題、大きな件数ということを知ったのは新聞報道等で騒がれだしてからです。	採用時に基礎年金番号はすでに導入されており、係員という立場的に教えてもらうという立場であったため、また、仕事をまずは覚えなければということに精一杯であったため、問題意識を発信できなかった点は反省点かと思います。問題発覚時以降は担当業務以外に記録問題の業務も同時に行いましたが、制度の歴史などについて知らない点が少なからずあったことに反省しています。基礎年金番号制度導入時にもっと統合できなかったのかとも思います。国として組織として職員として、全体的に、その辺を踏まえた制度設計や国民への説明などが不十分であったのではという気もします。
5171	地方庁	その他(社会保険事務局)			早急に解決したいといけない問題であるとは感じていた。 数年前に問題が取り上げられるようになってから知った。	過去の記録を正すことも必要だが、これまでの認識や軽率な書類処理の蓄積により問題が大並になってしまっているので、まずは今後、これ以上問題を増やさないために、現在の日常業務を的確に行わなければならないと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5172	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	どういう状態を問題解決とするのかが不明だが、年金特別便の回答をもとにこれまでどおり1件ずつ調査して回答をしていくのが本来だと思う。その体制をどうしていくのかが課題である。	マスコミ報道から手帳番号管理の記録(基礎年金番号になっていない記録)の持ち主探しだと思っていた。	現在の解決方法にどうしても時間がかかってしまっていることだと思う。
5173	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	誠意をもって任に当たるという以外、特にありません。	人がやることなので「誤り」はあるかと思いますが、国民年金の保険料の記録漏れについては、記録誤りはあるとしても漏れはないと思って仕事をしていたので信じられませんでした。このことは、当然年金問題が勃発したときから知りました。	[redacted]国民年金の経験が長い私としては「市町村の名簿を倉庫等を借りて事務局等で保管しておいてはどうか」ということを提案してみました。しかし、「庁」が廃案して良いと言っているので必要ないということを言われ、今の年金問題を考えると非常に悔しい思いをしたことが思い出します。
5174	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	わかりません。	マスコミから知ったので、2年くらいまえだと思います。 まさか、紙台帳から機械に入力されていないものがあるとは、思いもしませんでした。	難しい問題ですが、一件一件調査し記録を回復していくしかないと思います。 職員一人一人に、国民の大切な年金記録をお預かりしているという意識が低かったことが、反省すべき点だと思います。 また、オンライン化の時に入力業務をアルバイト等に委託していたと聞いているので、業務委託はいかがなものかとは思います。
5175	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られている以外の問題は存じ上げません。	今後の方の分は、チェックを厳重にして、正確な管理体制を作っていくことが大事だと思います。 また、より効率的で厳重なハード面でのシステムの構築がと整えばいいのではないかと思います。 また、現在も行われていますが、国民の皆様にも記録に誤りがないか定期的に文書を送り、随	記録問題を知ったのは、世間で騒がれるようになってからです。管理の甘さや、市役所からデーターを移行する際にうまく運動していなかったことなどから起こった問題であると思います。	私は、請求書受付時には、記録の漏れがないよう必ず、氏名検索をして(旧姓、別の読み方で等)調査しました。また、ご本人様にもきちんと確認するようにしました。 システム上の問題もあるかもしれませんが、職員一人ひとりの意識の問題もあり、記録の管理をきちんとしていかなければならないと思います。
5176	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録が追加されることによって、受給している年金が減額されたり、加給年金、振り替え加算等の加算金の過払いが判明することがあり、この返済方法について説明、協議が難航する。	現在の方法を、こつこつと地道に継続していくしかないと思う。	記録漏れに関しては、被保険者が転職した際に安易に新規の番号を発行せずもっと調査すべきであったと思う。時間が経過すればするほど、調査が困難になってくると思う。 ただ、納めてきた年金が正確に迅速に、支払われるのは、当然のことであると思うし、年金記録問題の原因はこれまでの仕事のやり方に、ソフト面、ハード面、および職員の意識等に問題があったと思われる。 年金請求の際等に、記録漏れが多いとは思っていたが、存在を本格的に意識したのは、報道がされたころで、仕事をしてみてその多さに驚いている。	夜間、休日も含めて、できるだけ年金記録問題にかける時間を作るようにし、自身は再雇定の業務にたづさわっていたので、早急にかつ正確に記録の訂正を依頼した。 反省点としては、どうすれば、もっと効率的にできるかと問題意識をもって、協力をもっと早い段階からもとめていればよかったと思う。
5177	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金記録漏れがこんなに沢山あるとわおもわ無かった	生年月日や、同姓同名に気おつける
5178	地方庁	社会保険事務所課長級以上	基礎年金番号制度導入時には「他年金番号登録」は本人からの申出時または裁定請求時でスタートしたと記憶しています。(予算(旧)が出来なかったとか聞きましたが)つまり、当時20歳の人が60歳を迎える40年をかけて整備すべき事業と聞かされていました。しかし58歳通知など裁定請求前に本人に記録のお知らせをしたことにより(確かに11年ごろから記録整備事業には取り掛かっていましたが)年金記録の管理がずさんだと言われていることに端を発していると自分なりに理解しています。また「モデル地域の年金記録整備事業(京都府では和束町)も1回限りの状態でしたが、次の年には35歳通知がスタートするなど、記録整備事業の完了をしないままに年金記録通知をしたことが最大の問題だと思います。 社会保険庁はそれを認識した上で、自ら記録通知を始めたのか、政治的判断でさせられたのか、私にはわかりませんが、少なくとも事業実施に当たっての責任は重大だと思います。	諸外国に倣い、被用者年金制度のみにすればいいと思います。 また基礎年金番号については住民コードで代用すれば、少なくとも新たな年金記録問題の発生は起こらない気がします。(重複付番の防止)	58歳通知などを始める時点で、想定されましたが、ここまで大きな問題に発展するとは思いませんでした。	国民の皆様が「年金制度」そのものの理解度が低すぎることが一番の問題だと思います。「年金教育」事業は存在していますが、年金に限らず、国民が果たすべき義務や権利について、もう少し義務教育等でしっかりと勉強してもらえれば、年金制度や年金手帳が大切なものであるとかを認識し、運転免許並に皆様に管理していただけるものと思います。 また、現時点でできることは、制度の信頼回復に向けて、最大限の努力を行うことしかないと思います。
5179	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	コンプライアンスの徹底であると思います。	非常に重大であると思いました。基礎年金番号導入後だったと思います。	特に個人的には大きな対応は行っておりません。
5180	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	現在WMで確認できないデータ等のWMへの取り込み。 疑重複者への個別対応。	年金記録については、年金請求時に確認することを前提と認識。 未統合記録が多く残っていることやWM上確認できない記録が多く存在することが年金記録問題が発生した時点で認識。	相談にこられた方について、年金記録のもれがないよう職歴等を十分聴取し記録を確認している。 氏名等の誤りや生年月日の誤りも想定されるため、WMの記録を確認する場合は、幅を持たせて検索している。 基礎年金導入時の記録統合の徹底。
5181	地方庁	その他(社会保険事務所)	見当もつかない。	・台帳に基づいたwm記録の整備を確実に速やかに行なう事。 ・また、被保険者に対しては、十分な説明と聴き取りを行なう事で、確実に一つ一つ問題の解決を図る。	日本の年金制度を揺るがしかねない問題であり、全力で解決しなければならないとの認識。 年金記録問題が公になってから、存在を知った。	全力で問題の解決を図らなければならないと考え、協力・要請等は可能な限り行なった。 ・昭和の遺物であり、その都度問題を先送りし解決をしてこなかった事。 ・昔からの不当な手法が横行していて、誰もが是正できなかった事が反省点だと感じた。
5182	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	今の職員定数(謝金含む)では、年金記録問題を「早期解決」するには、足りえません。 日本年金機構になっても、職員、準職員、アシスタント含めもっと「人」がいると思います。	国民の皆様の老後を支える大切な年金年金を試算する基礎になる期間や、保険料に振り等大変重要な問題であり、社会保険で働く職員として、大変申し訳ない思います。 年金記録問題については、世間をお騒がせするようになって初めて知りました。	現在事務局総務課に在籍していますので、積極的に他事務所、他課、他係への支援(年金記録問題事務)をしてきました。
5183	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	誠意を持って人と時間をかけて解決するしかない。信用を回復するのと同じで、記録問題を解決するには時間がかかる。	記録の管理はある程度できていると思っていました。マスコミに報道されるまで、知りませんでした。	相談に来られたお客様に対して、責任を持って年金記録の相談を受け信用を得るように努力した。年金記録問題を早期に解決する必要があったのに、人員を増員できなかったことにより、更に問題が大きくなった。
5184	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	お客様が納得できる、公平で明確な救済基準および方法を政府として、お示し頂くしかないと思います。	非常に重要な問題であると認識はしていましたが、一個人で対処できる問題ではないと認識していました。 明確な時期はわかりませんが、仕事を行って行く中で、お客様からの相談で知りました。	年金記録問題以前は、以前の業務処理に基づいて、お客様に領収書を探していただく等、納付に対して明確な証拠を求め、対応してきました。 お客様からの意見・要望に対し、社会保険庁に届くシステムの構築が遅かったと思われます。
5185	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	国年については市区町村の協力をもっと密にお願いするべきと思います。	国年については台帳との突合ミスなどがあり納付もれとなっている事例があった	照会のあった記録について出来るがぎりの証拠を集め納付記録のある、なしを回答した。オンライン収録の記録と紙台帳との突合をオンライン収録時にどの程度チェックしていたのか。
5186	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般がどのように理解しているのかが不明なので回答できません。	当時の仕事の流れを知る人間がのきなみ退職しており、 照会業務・回答作成に支障をきたしている状態なので ベテランを呼び戻すべきだと思う。 派遣やら民間枠やら人数だけそろえたとしても 経験がなければ役に立ちません。	市役所同士の連携ミスや市と社保の連携ミスなど、現場の問題もあるが 年金資料保存に予算を割かなかった国の記録管理体制にも問題があると 認識している。また、国民も年金に対する関心や知識があまりに 乏しいため、すべてが被害者ではなく勘違いが多いように思われる。 問題が存在することを知ったのは特別便の業務に携わるようになってから。	来所いただいたお客様のうち、市の連携ミスにより記録がもれてしまった 本当の被害者の方に対しては一刻も早く記録が正しくなるように 照会・回答含め迅速に対応している。 思い違いをしているお客様には現在の制度と当時の制度の違い・ 選及可能かどうかなどを懇切丁寧に教えなぜ払われなかったのかの 理解に結びつけるようにしている。 昔であれば市と社保の連携にミスがあったという点が反省点だが、 現在であれば帳票の一括処理など一部業務が実質民間委託の ような形になっているのが問題だと思う。専門知識ももたないような 人間が書類を入力しているため、今後また記録がめちゃくちゃだという 問題が再燃すると思う。経費削減も大事だが年金の仕事は 専門職であるという意識でなんでも在職期間の短い派遣で代用するので」はなく、これからを担う正規の社員を育てることが必要ではないか。
5187	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。		記録の漏れ等本人と確定できない記録がそのままになっている事年金給付課に配属された時(7年前ぐらい)です。	その当時の事務所へ記録の照会をしたり、本人への電話照会等にて対応しました。 一人一つの番号にしないでいくつもの番号を取得できる事や厚生年金であれば住所登録しなかった事が挙げられます。
5188	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に無し。	人員増です。	年金記録は、年金受給につながる大切なものなので、年金記録問題は、非常に大変な問題だと認識しました。 問題の存在は、記録問題が発生時です。	正しい記録になるよう取り組みました。 我々一人ひとりの年金記録への重要性の認識が不足していたと思われます。
5189	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に、何もありません。	わかりません、すみません。	年金記録は、社会保険庁が正しく管理されていると思っておりました。	わかりません。
5190	地方庁	社会保険事務所課長級以上	報道されている以上のことは存じません。	人材育成でしょうか。これから機構に採用される方たちのスキルアップが必要なのでは。	報道が過熱したときに、初めてこの問題を知りました。 氏名検索してもヒットしない厚生年金の記録があるとは知りませんでした。 まさか名無しの記録があるとは・・・	気づいた時には、後の祭りでしたので、対応はすべて後手でした。 反省点としましては、国民年金については、平成13年度まで事業を市町村に丸投げしていたこと、国が責任をもって運営しなかったことです。 厚生年金については、被保険者名簿に住所が備わっていなかったこと。であるがために、被保険者に対し標準報酬の決定通知が送付できていなかったことが問題であったと思います。
5191	地方庁	その他(社会保険事務所)		処理ができる人員を増やして、年金問題に取り組んでいくようにすればよいのではないかと思います。	年金記録問題を知ったのは、数年前で、テレビ等で知りました。 もれ・間違いのある記録や統合されていない記録は、早めに処理しなければならないものだと思います。年金受給者や近々年金受給する予定の方は年金額が変わる場合もありますので、特に早めに処理しなければならないものだと思います。しかし、未統合の記録などは膨大な量があるため、実際には調査や処理に時間がかかってしまうものだと感じています。	業務センターなどの記録の補正の依頼にはなるべく早めに処理しようとしています。 反省点は申立しても処理に時間がかかりすぎることだと思います。
5192	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	経験者にもっと協力してもらわなければ、作業は進まないと思います。	基礎年金番号が導入された時、年金記録がこんなに複雑なものであることを知りました。	今まで年金記録に携わる業務に従事していなかったので、詳細はわかりませんが、もっと早くに年金記録を重点的に行なっていれば・・・とは思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5193	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	早期解決が望ましいとは思いますが、一件ずつ丁寧に年金記録の調査する必要があると思います。	報道により、5000万人の人の年金記録が消えているかのようにとらえる人が多いが、基礎年金番号に統合されてない手番が多数をしめており、今までの年金制度の周知がたりない部分もあると思いました。 消えている年金記録があるという意味での記録問題を知ったのは、報道によってです。(2年ぐら	当時、窓口でお客さまの応対もしていたので、お客さまの話を丁寧に親切に聞き対応しました。基礎年金番号制度ができたときに、手番統合をしっかりおこなうべきだったし、年金特別便や定期便などは基礎年金制度設立後、早期に実施すべきだったと思います。
5194	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	現在行っている方策を、時間をかけて行う。 早急に解決を図ろうとすると、ミスや間違いが起きる。	受給者や国民の皆さんに迷惑をかけているのは大変申し訳ないと思うが、若い職員にしてみると、先輩による負の遺産である。但し、職員として給料をもらっている以上、問題解決には全力で取り組む。 問題の存在に気づいたのは、マスコミによって取り上げられてから。その後、先輩から、この問題はかなり昔から認識されていたことを聞かされ、驚いた。	職員として全力で問題解決に取り組むと同時に、お客様からどのような誹謗中傷を受けても、真摯に批判を受け止めた。 反省点と言えるかわからないが、年金のプロとして、当たり前のことを当たり前に行うこと。例えば、適用の際も他に年番が無いか確認すること。単純かつ簡単な事の繰り返しに尽きる。
5195	地方庁	その他(社会保険事務所)			国民年金業務課在籍中に、基礎番に統合する時に、厚生年金記録をはっきり覚えていなく統合できないケースが多々ありました。	年金記録は20歳から、40年以上管理するものです。請求時に過去のことをたずねても、覚えていません。もっと早い段階で、番号統合、住所登録などをはじめるべきだったと思います。対応時には、勧め先など手帳に記入するようお願いしたり、若いうちに過去の加入記録を調べるように薦めてきました。 また、国民も年金に対する知識も少なかったと思います。
5196	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	このたびの年金問題によって、一人1番号によって年金記録が管理されているということが国民に知ってもらうことができたので、今後加入する年金については再加入の際の年金番号の提示の徹底の強化ができ、重複付番等による記録の漏れが防止できる。また、過去の記録については、社会保険庁で保有しているWMに反映されていない記録の表示やマイクロ等の点検をコツコツとおこなって行くしかないと思われます。	WMに収録されていない社会保険庁に保有されている記録がこんな大量にあったことは全く知りませんでした。 また、基礎番導入時における手番の収録漏れ等は、窓口来訪者については判明のつど行ってはいたが、電話等で照会があった際は、緊急にすぐ来て手続きを促すまでではなく、機会があった際や最終的には年金請求までに手続きを促していたので、そのあたりにも認識の甘さがあったのだと思います。 最終的には年金請求の際に氏名索引により記録の突合も行っていましたし、本人と思われる記録が判明した際は、窓口受付時や受付後であれば電話でもそのつど確認をしておりましたので、これほど多くの漏れや間違いがあったことは正直驚きましたし大いに反省する点であります。	特別便発行時にいらしていただいたたくさんのお客様と社会保険庁で保有しているデータとの突合を記憶をたどりながら親身になって行い、紙台帳からのデータの復興作業など土日を返上して行ってきました。 反省点としては、社会保険庁でWMに登録されていない記録が後から登録になったことにより、一人の方に何度も照会が行くことになり何度もお手数をかけることになってしまった。また、特別便、定期便の受付から記録判明、再裁定への流れが確立されていなく戸惑うことが多かったため、多く時間を有することになってしまい、結果その照会追われることになるという悪循環が起きてしまった。 年金番号の継続使用(次の会社に行ったら前の会社での年金手帳を出さなければならない)という認識すら持っていない方が多いというような年金制度自体の広報、周知がされておらず、認
5197	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	全職員が集中的に取り組む。特に年金記録の問題は高齢の方が多いので、電話や郵便ではなくこちらからお伺いして説明するようにする。	オンラインで記録を管理するようになってからの在籍なのでこんなに年金記録が問題になるとは思わなかった。ただ、最近でも基礎年金番号が導入されているにもかかわらず、20歳以上で厚生年金加入の時に本人が番号を持っていないと申し出た時にあまり調査せず新規加入として基礎年金番号を払い出していた。	年金の加入の際は、過去の加入を徹底的に調査して、安易に新しい番号を払い出さなければよかった。また、定期的に本人に年金記録をお知らせするようなサービスをやっていればよかったと思います。
5198	本庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	今後においても、年金定期便等を利用した被保険者・年金受給権者への継続的な照会を行うこと。	平成9年1月より実施されている基礎年金番号に登録されていない、被保険者様お持ちの年金手番があることは理解していましたが、多くの年金受給者の方の年金記録にもれ等があるのを知ったのは報道により知りました。	反省点…基礎年金番号導入後の、手番収録のための照会等をもっと行っておくこと。台帳からコンピュータ(WM)への正確な記録の移行。年金記録が誤っていないか、国民の方への定期的なご案内をすること。 被保険者・年金受給権者からの電話・窓口相談時に常に年金記録の照会・確認を行っていま
5199	地方庁	その他(社会保険事務局)	現時点でございません。	現状の整理(記録の正常化)と記録問題再発防止の取り組みの二つが重症だと考えます。 前者についてはとくべつ便、定期便、旧台帳・特殊台帳突合等、電子記録と各種紙媒体との突合を引き続き継続すること。そのなかでこの約2年で蓄積されたノウハウを組織全体で共有し、さらに効率と正確性を上げることが重要であると考えます。 後者については、上からの一方的な制度運営ではなく、お客様のための年金制度であることを最重要視して、お客様と組織の双方向での制度運営が必要であると考えます。その第一歩として、まずお客様にご自身の年金記録を容易に確認でくるシステムの構築と、お客様からの意見、要望、疑問を簡単に受け付け、迅速に対応できる体制を組むことが重要です。例えば民間のポイントシステムのように、コンビにや店頭、Webなどの端末から容易に年金記録を確認できるようにし、日中に時間の少ない現役世代や、遠方に出向くのに大変なお年寄りなどにも年金記録に日常的に触れることのできるような仕組みができることが理想だと思います。それとともに、お客様からの多種、多様な質問や要望に迅速に対応できるような組織の体制作りも重要です。	問題自体を認識したのは、報道等で取り上げられるようになってからでした。これは当時も現在も、いままでの社会保険庁体制と年金制度の歴史から生じた問題であると認識しております。年金制度自体、難度も法改正を経て現在の形となり、現在でもまだ日々変化しているものです。これは年金自体が他の制度にくらべてもっとも長期の給付であり(納付、給付ともに)、社会情勢の影響を大きく受けることからやむをえないものではあると思います。しかし、こうした制度の変遷それ自体というよりも、当初の制度から現在の制度に至るまでの間、制度の変遷に対応してその運営主体である社会保険庁自体が変化していくべきであったところ、制度の変化に対応しきれずに現在まで来てしまったことに年金記録問題の本質があると思います。これは行政として国民から制度運営を委任されている責務を果たしてきたとは決していえるものではないと思います。制度の変化、社会情勢の変化があったのであれが、そのことを認識し、常に年金制度や年金制度運営を見直すという意識が必要であったのではないでしょうか。このことは社会保険庁全体が真摯にうけとめ、反省し、今後繰り返すことのないよう、最善を尽くすべきであると思います。	まず、年金制度をになう行政としてお客様の声に対し、真剣に耳を傾け、できるだけ多くの方の疑問、不信感を払拭できるよう、社会保険事務所の窓口や電話などの第一線で対応させていただきました。そのなかでやはり多くのお叱りの言葉をいただきました。「一番の問題は制度を一番知っているものたちが、問題を放置しておいたことだ」「どうせ人事と思っているんでしょ」といった言葉が、心に残っております。これらは私たちが行っている仕事が多くの人の人生そのものに大きく関わることであるということを改めて深く意識させられた次第であります。私は今までの姿勢を反省し、日常から一人ひとりのお客様を意識して今後も仕事に取り組む姿勢でいることが記録問題再発防止につながると思います。
5200	地方庁	その他(社会保険事務所)	原票のマイクロ化で撮影技術の悪さから判読不能、全部取れていない	原票の再撮影		まだ、撮影技術が向上してから行えばよかった
5201	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	思いつきません。	存在を知ったのはいつ頃からは思い出せませんが、社会保険庁・事業所・被保険者本人が、それぞれ問題意識を持たないと解決は難しいと思いました。 一件一件、地道に対応していくしかないと思いました。	過去の記録問題解決に忙殺され、現在の業務に支障をきたしています。 このままでは、過去の記録問題が片付いたとしても、これからの未来に新たな問題がでてきます。
5202	地方庁	その他(社会保険事務所)		従来の「待ち」の姿勢を改め、お客様に対して積極的に情報提供を行い、お客様自身にも年金記録に関心をもってもらう。 システムの刷新 三層構造の見直し	紙台帳で管理していた年金記録をコンピュータ化する際の入力ミスや基礎年金番号後も統合・整理されていない過去記録が原因となって発生した問題だと思っている。 年金記録問題をはじめてしったのは社会保険庁に採用される2年前くらいにマスイコミで報道されたことがきっかけで知った。	反省点としては「記録が間違っていてもお客様から申し出があったときに修正すればいい」という安易な姿勢にたった事務処理が蔓延していたことだと思う。 この反省を生かし、転居や転職が多いお客様に対しては記録を確認してもらうなど従来の「待ち」の姿勢を改めた。
5203	地方庁	その他(社会保険事務局)		再裁定処理を地方庁でも処理可能にする。 時効特例分をオンライン処理できるようシステム開発をする。	平成19年初頭頃、5000万件が消えた記録として国会質問された時に問題存在を知った。 基礎年金番号に未統合の記録は、裁定請求時に統合できるものと認識していた。	問題発生以降、不安を持って相談(特別便等)に訪れる、又は電話で相談されるお客様に対し、できる限り安心していただけるよう解かり易く丁寧な対応を心がけている。
5204	地方庁	社会保険事務所課長級以上			制度発足時において、漢字記入だけであり、読み方が複数あるのが問題である。発足時において、また制度改正時において長期的な視野にたった改正等を行うべきだと思う。改正、特例等がおおすぎて複雑になりすぎている。	制度発足時において、漢字入力だけでなくカタカナ入力、記入まであれば現在とはまた違った現状になっていたと思う。改正が多すぎて大変複雑になっておりできるだけわかりやすい説明を心がけてはいる。
5205	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	現状の事務処理方法に従い、至急処理を行い早期に回答を行うよう実行を行い、早急に被保険者あて送付することが、この問題の最大の解決策と感じます。 早期解決なしでは、いつになっても国民の信頼は取り戻せないと強く感じます。	私の入社は平成6年4月ですが、入社時には既にコンピューター管理がされており、納付記録の誤り等については、ないに等しいと思っています。 それ以前については、市町村で徴収用務を行っていたことや紙台帳で手管理等と、間違いが起こっているケースが多々みうけられます。 間違いであることの確認、事実が確認できれば直ぐに訂正すべきであると感じます。 入社当時より感じておりますが、昔の記録管理・事務処理等に問題が多くあり、この状況が今の現状であると強く思います。	機械管理導入前・導入時に年金問題となっているケースが大半であるため、自分が生まれる前の期間のことについて、調査するケースがほとんどであるが、その時現存する資料等に基づき、調査をして、至急回答を本人あて送付することを優先して処理を進めていました。 反省点については、機械管理前の記録管理等のずさんさが、すべてであると強く考えさせられます。 今後、このようなことが二度とおこらないよう、また年金が国民の信頼を回復できるよう、日々、業務に努めていこうと思ってます。
5206	地方庁	その他(社会保険事務局)		記録照会を出された方に対して一刻も早く回答を行い、受給者であれば速やかに再裁定を行うことだと思います。	年金の裁定まで記録が整備されれば良いと思っておりました。初めて知ったのは平成15年です(入庁して年金給付課に配属されてからです)。	年金の加入の際は、過去の加入を徹底的に調査して、安易に新しい番号を払い出さなければよかった。また、定期的に本人に年金記録をお知らせするようなサービスをやっていればよかったと思います。 年金相談や国民年金個別訪問時には必ず氏名索引等を行い記録統合に努めていました。基礎年金番号導入時にもっとしっかりと番号統合に取り組めば良かったと思います。
5207	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録問題について、誰のものか分からない記録を最後の一人まで見つけて記録を統合するとなっていますが、記録は自分のものではあるが、それによって年金額が下がる為記録を放棄している、本人はもう亡くなっているなどで、ご家族の方にも履歴がわからない、何十年も前の事で記憶がないなどいろいろな理由により困難な作業になっています。	問題の根本的解決にはつながらないが、不明となっている記録については、別管理とし今までの経過について事跡をのこしたうえでパソコン上でいつでも確認できるようにして、一度完了とするべきではないか?	過去にきちんと記録管理が行われていなかった事も原因の一つである事から、社会保険事務所の全職員が一丸となって解決しなくてはいけない問題として認識しておりました。問題が存在することを知ったのは、新聞、報道等でさわがれるようになった頃です。	初めの頃の、休日の台帳と氏名のとつごう作業においては可能なかぎり参加し、来所されたお客様には、最大限の知識の中で説明しご納得いただけるようつとめました。最近では、お客様の来所人数も落ち着いてきたようですが、これからもお客様の立場にたっての応対をしていきます。 いまだ年金の支払いに時間がかかりすぎている事や、特別便・定期便の照会を業務センターにしても函館に連絡が来るまでに時間がかかり、さらにそこからの調査にそうとう時間がかかる事な
5208	地方庁	その他(社会保険事務所)			法律又はマニュアルに基づいて手続き等を行っていれば、こういう事は無かったと思います。	今後は、常に法律等を意識しながら、対応したいと思います。
5209	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	わかりません	紙台帳から機械化へ移行する際の処理誤りと認識している。 また、事業所が届出を提出する際に、住民票や戸籍を確認していないことが多く、正しい氏名・生年月日での届出がなされていなかったことも原因と感じている。 問題が存在することを知ったのは、とくべつ便がはじまる直前。	来所されたお客様や電話相談を受けた際に、誠実に対応し、また、記録補正事務が円滑に進むよう努力した。 オンライン上の記録が誤っていることについて、当時の担当や管理職の仕事に対する姿勢に疑問を感じる。また、すべてがマイクロに残っている訳ではないので、紙台帳を廃棄してしまっていることも問題。 健保厚年の届出書類が事業主任せになっているが、住民票等を確認せずに取得届等を提出す
5210	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。 思いつきません。	正直なところ思いつきません。 窓口で相談してきた感想としては、本人が高齢で思い出せない、事業所名が実際の勤務先名と適用の名称が違っている、など記録を断定できないものがたくさんありすぎます。 あと自分の記録でも、年金額が下がり同意を得られない場合は登録しないケースがあり、いつまでも記録は浮いたまま、解決には至らないとおもいます。たとえ減額であっても記録は本人へ登録、減額による改定のみ、5年返納はなし、というぐらいの対応も必要かとおもいます。	基礎年金番号ができるまでは国年、厚年それぞれ別の番号であり、記録が登録なっていないのは当然のことと思っていた。自分のまわりでもそのように考えていたと思う。よって問題とまでは認識していなかった。	・基礎年金番号への登録は業務センターより照会が送付され、本人が回答することにより登録されていく方法 ・自分が国民年金課、業務課に所属していたときは、資格取得の際に手帳に手番があるときは、登録処理をするように課で取り組んでいた。 この方法により登録が進んでいくとおもっていたし、自分のまわりでは最終的には年金請求時に登録なればいいと考えられていた。 反省点をあげるとすれば年金請求時に記録が登録なればいいというような雰囲気がだめだったのだとおもいます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5211	地方庁	その他(社会保険事務所)	昭和17年の労働者年金時代に、適用除外であった者で、任意加入のなかに、女子の任意加入者が少数ではあるが、存在していたことを、(記憶は定かでないが)社会保険17年史とかでみたことがあります。	厚生年金払い出し簿の整備	年金手帳の安易な新規発行、被保険者に対する広報の不徹底により、複数番号の発行と本人の紛失、社会保険のオンライン化時点での旧台帳分の未登録などにより、記録の未整備が存在していたことは、年金給付の仕事を始めたときに痛感していました。	資格照会、本人の記憶を呼び起こす、氏名索引、事業所索引などで対応していました。 基礎年金番号の設定が、せめて国民年金制度発足時点からあれば、少しは防げていたのではと考えます。
5212	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	良案が浮かばない。 年金記録は年金請求時に確認すればいいという考えがあったもので、今でも請求するときでいいという被保険者がいる。 解決には時間が必要であることを伝えていくべき。	昭和63年に社会保険事務所に採用された当時から、厚生年金の期間照会の業務があったため、昔は年金に対する意識が個人・会社ともに低く、勤めるたびに別の番号がつけられたり、氏名・生年月日の届出誤り等もあると聞いていた。 国民年金に関しては、平成18年に特別対策として記録照会の対応が始まったときに知った。平成14年に市町村から国へ移管したことも話をごじらせている。	年金請求時に確認すればいいという意識が職員にあり、オンライン記録で検索して判明しないものについては、被保険者も記憶が曖昧であったりして、調査依頼を希望しないことがあったように思う。 基礎年金番号が導入され、勤めた経歴に関係なく20歳以上の人は番号を所持していることになったため、会社への番号の提示がしやすくなったり、改善が図られ、統合も少しずつ整理されていたが、最終的には年金請求時に整理すれば本人への不利益はないということもあり、また、統合されずに残っていた記録が多かったように思う。 歴史的な経過、当時の状況等を知ったうえでないと被保険者に対して説明できなかったり、理解を得られないことが多く、過去の文書を紐解いたり勉強をすることが多かった。年金は何十年もの知識がないと適切な対処ができたとはいえないことがあり、勉強不足であった。
5213	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	特別機関を設けて徹底的に解決する	早期処理が必要と思っていた。年金業務についてから。	問題が大きすぎて、個人ではどうにもならなかった。社会保険庁の怠慢。
5214	地方庁	その他(社会保険事務所)		1件1件、一人ひとりに対して、誠意をもって対応。また記録判明し、差額精算をする人には、早期支払いを行う。また、できるだけご本人様の負担がかからないように、添付書類を整理する必要	年金問題は、新聞などマスコミで取り上げられてて、初めて知った。	職員一人ひとりのモラル、意識も重要。 また、システム(名簿からpcへの以降)面での不十分さ。
5215	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	特別便を郵送されてきた書類については、今の人員では、はかどらない為、人員を増加しなければいけないと思います。	社会保険庁の信用を失うと思いました。 報道により知りました。	信頼回復するよう努力します。 本人が再就職をした場合には、年金手帳だけではなく職歴等を記入させるべきではないでしょうか。
5216	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。		年金制度が発足時から一つの年金番号で管理されていなかったこと、コンピュータ管理されていない時代からの引継ぎでの人間の手作業の限界。	期間照会の担当時、記録の不備があったときには、原票や名簿で確認できたときには、事業所記号整理番号を裏紙していった。年金請求時に期間照会出してきたときには、本人の記憶での限界あるので。 反省点は、生まれたときから一つの番号で管理しその番号でしか社会保障関係を加入できない制度すれば、消えてなくなるという問題は発生しない。制度加入時に付番するから問題になる。 自己の責任によるので、問題は発生しなくなる。
5217	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	日々みんなで心がけ、情報管理の徹底に努め、迅速な対応をする。 特別便・定期便の対応についても個人の情報提供や企業の情報提供を元に個人にとってよりよい解決策を考えていきたいと思います。 情報不十分な点についても個人の記憶と事実に基づいた対応を心がけます。	入社前に情報メディア(テレビ・新聞)で知りました。 入社当時、年金の知識もなく、勤めていた記録についてや仕組みもわかりませんでした。 しかし、高齢者の生活の基盤となる問題のため、管理の徹底が必要だと感じました。昔の記録であり、機械化以前の問題については管理が困難であったと思います。しかし国民は自分の情報は社会保険事務所で管理していてそこにもれや誤りがあることには不服があると思います。	個人の情報提供の応じ、それに基づき調べ、個人の方には仕組みを分からないという方もたくさんいらっしゃったので、仕組みを伝えるとともに、事実に基づいた応対をしました。 こういう問題がマスコミメディアに大きく取り上げられた今、個人の情報に関して信頼を損ねたことには違いありません。信頼回復に努め、今後の企業との届出を確認するとともに、社会保険事務所としては情報管理・情報の再確認を心がけていく必要があると思います。
5218	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金を受給した当時、配偶者加給年金を加算するため、配偶者の老齢年金が満了しないように、厚生年金の被保険者期間を計算して受給していたが、記録の整備などにより、当時探せなかった記録が出てきたことで、自身も老齢満了者となり、年金が上がる以上に過払い金額が多くなる問題が生じている。	記録が判明することが、必ずしも本人にとって有利に働くことはないため、年金制度の知識を深め、本人にとって有利に働くように処理を行う。	記録が確認できないために、年金を受け取れない方や、金額の少ない方がいるため、国民の皆様に大変なご迷惑をかけていると考えていた。	老後の大切な生活資金のため、少しでも多く年金が受け取れるよう、お客様の聞き取りを行い、可能な限り調査を行い、誠意を持って対応した。 紙台帳への正確な書き取り、機械投入時の正確な入力、また、最後の確認が不十分だったと考えられる。
5219	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	事務センター等を設置し、年金記録問題にかかる記録調査、回答、照会、裁定訂正手続き等の業務を、一括して処理を行うことが効率的だと思います。	この問題は、年金制度そのものの根幹をも揺るがす、非常に大きな問題と考えました。 このような問題の存在を知ったのは、報道機関等が記事として取り上げた時期で、2年から3年程度前のことです。	年金制度への国民の皆様からの信頼回復のため、全力を尽くして問題解決に向けた業務を行ってきました。 この問題の反省点といたしましては、この問題はやはり、一つ一つの業務を正確・確実に行わなかったことが招いた結果であり、二度とこのようなことがあってはならないと考えました。
5220	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし			
5221	地方庁	その他(社会保険事務所)	一般的なことしか知らない。	現在行っているように、社保で管理している記録を可能な限り確認するとともに、国民一人一人に確認する。	オンライン記録は基本的に正しいものと認識しており、特に問題としての認識はなかった。	オンライン記録は基本的に正しいものと認識しており、特に問題としての認識はなかったため、特に対応はない。
5222	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号の他に手番を持っている方が統合手続きしていないことや厚生年金の適用漏れ者で加入記録が存在しない等の問題と認識していました。 私は、平成3年1月から社会保険事務所に就職し勤務していますが、こんなに多くの統合されていない年金記録が存在することを知ったのは、マスコミで取り上げられて、騒がれてからです(平成19年頃)。	年金記録問題解決のための特別便開係の窓口対応、フォローアップ照会の戸別訪問や電話照会、旧台張の戸別訪問や電話照会を通じて、ご本人から記録判明に結びつける手がかりとなる情報を少しでも多く聞き取ることに徹し対応いたしました。 基礎年金番号が導入された平成9年1月から現在のフォローアップ照会等のことを積極的に行っていなかった点が反省点と思います。
5223	地方庁	その他(社会保険事務局)				
5224	地方庁	社会保険事務所長	特になし。	現在行っている事務をこつこつと継続する以外に無いと思われる。	昭和50年代年金期間照会担当となり年金番号を一人の方が、沢山保持している現状を知ったとき。しかしながら、こんなに沢山の記録漏れがあり、裁定されているとは思っていなかった。	当時のコンピューター技術では、解決には難しい問題であると思っていた。(名前・生年月日等の情報のみで該当者名を探すこと) 年金番号の重要性をもっと周知すべきであったのでは。
5225	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知っていません。	とにかくすべての年金データをきちんとコンピュータで確認できるようにすること。	年金記録の大切さに対する認識の低さと、常に待ちの姿勢が生み出した問題であると認識しています。記録の補正を新規裁定のときにすればよい程度、と認識していました。世間で問題になり、深刻な問題であることを知りました。	待ちの姿勢であったことを反省しています。また、年金記録の大切さに対する認識の低さも問題でした。
5226	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	年金記録が統合されていないことにより、年金額が誤った金額で裁定されている。 採用当時(平成18年)からこういった問題があることは知っていたが、実際に認識したのは、特別便配布前。	適正な記録に基づく年金支給のため、正確な事務処理、接客に努めた。 この問題についての反省点は、充分な体制がとれていないまま特別便をスタートさせたこと。
5227	地方庁	その他(社会保険事務所)	知っているものはありません。	私は今、国民年金課にいますが、国民年金未納者の多くが特別便の回答など行っていません。強制徴収の督励、免除勧奨に合わせて記録を確認してもらうなどの方策をとればよいのではないかと思います。また、記録を確認することにより、国民年金未納者の年金受給への意識が高まり、納付へつながっていけばさらによいと思います。	たくさんの方の年金記録にもれがあり、大変な問題だと考えていました。 年金を請求されていない方の記録が統合されていないことは、基礎年金番号が導入された平成9年1月からあまり遡んでいないことはわかっていましたが、年金受給者の記録がこんなにも漏れていることは今回の事態が起こるまで知りませんでした。私は年金給付課を経験したないので、年金裁定の際、請求された方のすべての記録を統合していると思っていました。	たくさんの方が窓口に訪問された際には、積極的に窓口に出て漏れている記録について探し記録統合をしました。また、現在も特別便の記録回答の作業を手伝っております。 すべてが準備不足だったと思います。名寄せでこられた方の事業所記号がほとんど入っておらず、確認作業に時間をついやしたり、現在では、事業所検索システムなどができましたが、これがたくさんの来訪がきた時あれば、その時に記録を見つけることができた人がたくさんいたので
5228	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	専属の部署の設置	質問の趣旨に合わないかも知れませんが、次のとおりです。 昭和の頃から制度及びその運営方法に問題があると思っていました。 厚生年金保険については、国民一人ひとりの年金制度に対する意識の問題。 ①保険料負担回避のための未届(労使双方) ②年金保険給付の支給停止を回避するための加入拒否 ③取得届への年金手帳の未添付(取得届が健康保険と一体となっていたため、健康保険証の早期交付を希望し厚生年金保険の加入を新規取得として届出) ⑤一部の健康保険組合・国民健康保険組合の加入事業所からの取得届の届出モレ(健康保険証が交付されているため厚生年金保険の取得届が届出モレになっていても従業員が気が付かないことが多い) ⑥取得時に提示された年金手帳を事業所預かりとして従業員に返還していなかった提供事業所が一部あった。 国民年金については、届出事務と保険料の納付等の手続きに関する事務は市区町村、年金記録の管理は国が行うこととされていたことによる制度上の問題。	お一人おひとりに制度のしくみを理解していただけるような説明を心がけました。 加入等の手続きが届出制であること、また手続き等が煩雑であること等の改善が必要と思います。
5229	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		5年前くらいの新聞報道で未統合記録について一面でなった時に具体的に認識しました。 旧姓未登録はかなりの数があると感じてはいましたが、納付記録漏れや標準報酬の改ざんなどは報道等で詳細を知りました。 国民年金課在籍時は納付記録照会・回答を担当していたが、実際に納付漏れが判明すると、改めて年金を管理している立場としてあってはならない事であることを認識し、一歩一歩対応していかなければならないと思いました。	期間照会に来られたお客様の申し立てを真摯に受け止め、照会及び回答業務を確実に丁寧に行うよう心がけました。 システム的なことや制度の度重なる改正等もあったと思いますが、全国への統一した指示やコンプライアンスについての認識が明確ではなかったために起こった問題かと思います。 二度とこのような問題が起きぬよう日本年金機構が国民から信頼されるような組織にしていきたいです。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5230	地方庁	その他(社会保険事務所)			私が採用になったのは十数年ですが、当時から未統合記録がかなり存在している事は、職員皆が把握していたと言っても過言ではないと思う。 ただ、この未統合記録は年金の請求時には順次統合されていっていると教えられたと理解しており、今日判明しているようなデータの内容が壊れたり・不一致だったり・不鮮明だったりして、取り残されたままになっている記録がこれほどまでに膨大であるとは、想像も深く考えた事もなかったと言うのが正直なところである。 当時から「期間照会」と言う業務はある種、特殊業務であり、基本的には全員が経験するような業務ではなく、適用課のほんの一業務であるとの位置づけであり、正規職員が担当していた事務所はほとんどなかったと記憶している。 この責任の所在の曖昧さが、今日の原因の一つではないかとも思う。 また、やってみないとわからない奥の深さ・コツがある事も、今回の問題に直面してから初めて知った職員も多々居ると考える。	現時点で考えれば、この問題は制度の本当の意味での制度の根幹がデタラメであったと言う事である。 全ての給付は(健康保険・年金)この記録一つ一つの積み重ねにより、数字としてはじき出されている。 よって過去を振り返って反省するとすれば、(手作業なので限界はあるが)紙台帳の誤記入・見落とし・記入漏れが多すぎる、悪く言えば真面目な仕事がなされていない。 次に、せめてオンライン移行時に間違い無く(紙→コンピュータ)パンチされているかのチェックをきちんとすべきだったと言う事。 アルバイト学生や未習熟なパンチャーに打ち込ませた後のチェックが甘すぎる。 次に、平成9年の基礎年金番号への移行時に、きちんと事後チェック体制をとらなかった事。お客様からの返信まかせでの放置が主たる原因である。 せめてこの3点がきちんとされていれば、未統合記録は(数字的には)かなり少なかったと考える。 上記は今言ってもはじまらない事である。
5231	地方庁	その他(社会保険事務所)		期間が限られているなかでは、金、人、物を集中投入して行っていくしかないと思います。	寝耳に水でした。年金記録問題が公になるまで思ってもみないことでした。	年金記録問題が発生した以降、国民の方々から、ご自身の記録について、不備を訴える相談が急増しました。今まで、年金の加入履歴について、国民の方に確認いただくことをしてこなかった結果と思っております。年金請求時の確認のみで40年以上の履歴を正確に記憶するのは難しいことです。現在の定期便のようなお知らせを制度発足当所から行っていればよかったものと思
5232	地方庁	社会保険事務所課長級以上	年金記録の解明についてはかなり進んでいると思われるので特にありません。	このままだと民主党のいうように四年間で解決は難しいと思われます。何らかの超法規措置が必要ではないかと思われます。	以前は記録が統合されていなくても年金請求時に統合されるという安易な気持ちも確かにありました。存在は基礎番導入時からありましたが、お客様からの回答により統合が順調に進みまさか5000万件判明時には愕然としました。	やはり記録のしっかりした管理を怠っていたことに大反省しなければなりません。
5233	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	まず、ねんきん定期便なり特別便なりを、大切なものと認識してもらい、ちゃんと見てもらうことだと思います。	先人方の遺物だと認識しています。解決しようとは思いますが、反省したり責任を感じたりは出来ません。 事務をしていれば、氏名索引をするとボロボロ未統合の手番が出てくるわけですから、いつ頃からというか、縫でも、いつでも知ることが出来ます。	数や率に頼倒せず、目の前にあるものを一つ一つ処理していくしかありません。 反省点は、職員へのフォローが全くなかった組織の体制かと思います。
5234	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金記録の検索や調査の仕事の進め方は、5年程前まではほんの一部の職員しか携わっておらず、マニアックな仕事であった。その為、現在においても仕事の進め方に慣れている人が多くない状況であると感じる。また、そもそも年配の職員(50～60歳)の過去の汚点であるはずなのに、年配の人ほど解決意欲が薄いと感じる。	きちんとした業務マニュアルを作成し、事務の共有化を図るべきと思う。また、「年金記録課」といった専門の課を各ブロックごとに作るべきである。	5年程前に、紙台帳に記載があるのに機械上その記録が登録されていないケースを見たことがあり、そんなこともあるのかと感じた程度であった。またそのようなケースは非常に稀であり、現在のような騒ぎになるとまでは想像できなかった。	疑問には感じたが、一個人としては特段の対応はしなかった。やはり上部組織への事例報告はすべきであったと思う。ただ、そういったボトムアップの体制が社会保険庁として当時はあまり無かったとも思う。
5235	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録を登録すれば、年金額が減額されることがある。	マスコミを使って広報する。 国民の理解を得るため、減額については将来的なものとし、過去に遡っての返済義務を負わない法律をつくる。	持ち主不明の年金記録があることについて、普通は考えられないと思っていました。また、一刻も早くこのたびの特別便のような記録を全員に送付すべきと、採用されてまもなく感じていました。5000万件もあると知ったのはマスコミで取り上げられたときです。	お客様の立場に立って、できるだけご本人の記憶と一致するよう、誠心誠意対応してきました。私が採用された平成13年頃は、老齢年金裁定時に記録は統合すればよいという考え方が主流でした。もっと早く平成9年の時点で本人に記録を送付し、一本化を図っていればこのような事態にはなっていなかったと思います。
5236	地方庁	社会保険事務所長	特段なし	年金記録問題については、重要なものと考えていますが、個々の方々に記録を確認してもらい誤りがあれば正しい記録に変更していくのは当然だと思います。ただ、相違があることは確認できても、どの時点でそのような誤りが発生したのかなかなか特定できないのと、終わりがなかなか見えないということもあると思われます。 解決策としてはなかなか難しい問題でもありますが、誤りがあると認められる者には、一定の期間ごとに金額を定めて、別立てで一定の期間支給して終了するということも解決のひとつと思われます。	このような大きな問題になることは正直思いもよりませんでした。年金受給者が増える中実際に受給されている方からは年金に対して強い信頼がされていて 喜ばれている姿を見て、年金制度があってよかったなあと、自信を持って年金を掛けるよう、あらゆる機会に勧めていました。年金裁定の手続きにおいても、基本的に今まで勤務した会社の記録にもれがないか当然、本人に確認して処理をしており、また、裁定請求書を手続きするときに思い出せない事業所があれば、後から思い出したらいつでも記録を追加して再裁定ができる旨説明をしていました。	一刻も早い解決が年金制度の信頼に繋がると思うので、機会あるごとに年金問題が起きた経緯を説明して、一人でも正しく理解してもらうよう年金相談などで説明をしています。 社会保険制度の中、事業主からの届出にまかされている関係で従業員等の身分は社会保険事務所へ届出するとき確認するものがありません。 この届出時に身分を確認できるものが添付されるか、商工会等の確認がされているものを確認するなどしていかないとこれからもこの問題はなくならないものと考えます。
5237	地方庁	その他(社会保険事務所)		とにかく人と時間をかけてやっていくしかありません。あせっては事を仕損じると思いますし、現存者の記録も新たな記録問題を発生させないという事も大変重要なことです。ですから、その体制整備が必要となっています。	年金記録問題は確かに社会保険側の問題が大きいと考えますが、ただそれだけではないと思います。年金に対する社会的認知度はここ数年で大幅なアップをみたと思いますが、今後も学校等の教育現場での取り組みも強化すべきです。	記録問題が出たとき業務課にいましたので、記録補正には集中して行ってきました。
5238	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	制度の根本的な見直しが必要と思います。保険方式で全国民を対象とする年金制度の維持は不可能。福祉と保険の考え方をはっきりさせなければ、問題の解決はないと思います。	記録は保存の形(電子データ・紙台帳・マイクロフィルム等)が違っていてもすべて、保存と認識していましたから、時間がかかっても、申立を丹念に聞いて調査すればほぼ解決されると感じていました。記録問題については、各報道を通じて存在を知ったことが多く驚きました。	市区町村や基金・雇用保険情報などの関連情報が利用できるようになったことは解明にむけよかったことです。国民年金では市区町村の名簿だけでなく収滞納情報も記録しておくべきと考えます。超長期間にわたる記録管理は電子化なくてはできませんが、電子データでは経過を追うことが困難であることが取り残されているとおもいます。
5239	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金記録に関わる人員をもっと増やし、国民のみなさまに一日も早い解決をするべきだと思います。また、年金記録に携わっていない職員も一丸となって解決にあたるべきだと思います。	過去の記録を調べたときに、紙台帳からオンラインへ移したとき、名前や性別などいい加減なものも、そのまま移管されているのを知ったときに、このままでは、年金を受給するときにこの記録は、どうなるのだろうと疑問に思っていました。この問題をしったのは、平成18年当時だったと思	過去記録を調べるときに、名前を調べるときにいろいろな読み方で、氏名索引をしました。また、生年月日についても本人申請の前後3年ぐらいまで調べました。反省点としては、やはり紙台帳に記入するときもっと本人氏名・生年月日・性別等をしっかり確認し、オンラインに移すべきだった
5240	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	労働者年金が発足した当時の「紙媒体」の保存について 現在、画像データとしてWMでの照射が可能になり、さらに解像度の上がった画面照射が可能になると聞いています。このデータ化により記録検索のスピードが飛躍的に向上し、サービス向上に大きく寄与しているところですが、その上で、データの「重要なバックアップ」として、今後も紙台帳(名簿、記号簿等)の保存が必要と思われます。各県での保存状態、方法については まちまちですが、劣化の進行が激しい府県もあるように聞きます。透明フィルムでコーティングする等の措置が必要と思われます。	先にも述べたとおり、コーティング等の保存方法をもって対処する必要があると思われます。	「年金記録の管理」は年金制度の根本問題であり、非常に重要な要件です。本人と特定できない、所謂「宙に浮いた年金」の解決に最大限の努力が払われ、手立てがとられるべきと認識しています。	受給者や被保険者の方々からお寄せいただいく、特別便、定期便等の回答書類は膨大な量になっており、その迅速な処理と的確な処理が求められているところです。本来の業務とは別に、記録調査及び記録整備の業務支援に従事してきたところです。 膨大な書類の処理に追われてしまい、ややもすれば「処理のための処理」になる傾向があります。常に「受給者や被保険者の方々のため」を中心にすえた業務でなければならないと考えます。 迅速な処理は当然ですが、決して拙速な処理はせず、必要があれば「本人との連絡」を何度も行
5241	地方庁	社会保険事務所課長級以上	脱退手当金の支給記録について、被保険者本人が受けたことがあると認識している場合であっても、当庁の記録に一部でも不整合があると脱退手当金の支給がなかったことになってしまっている。 人によって脱退手当金が取消となってしまうことは問題であると思う。	当時は機械化もなく手作業で行い記録管理が不十分な時代であり、現在のように機械化が進み記録管理ができている現在とは状況が違うので、上記のようなことであれば、一律脱退手当金の支給がなかったものとした方がよいのでは。	入庁当時は機械化への動きが進み始めていたが、労組との関係から機械化反対が主流を占めていた。早期に機械化を進めるべきと思っていた。	機械化を遅めるべきとは思っていたが、特に対応はしていない。 現在、特別便・定期便とお知らせをしてきたが、記録整備がいまだ不十分の状況で通知ばかりが先行し、特別便等の取扱も何度ともな変わり現場を軽視しているような業務のやり方は問題と思う。 現場からの意見はなかなか聞き入れてもらえず、外圧によって扱いが変わりすぎてしまってい
5242	地方庁	その他(社会保険事務所)			厚生年金記録について、本人からの申し出がない限り積極的に記録を探していなかったよう思う。また、手番について、最終的に裁定請求のときに統合すれば問題ないと認識されていたように思う。 年金記録が問題になってから、過去を振り返ってそのように感じた。	当時はそのようなものだと認識していた。お客様の立場に立って考える意識に欠けていたのではないかと反省する。常に最大限のサービスを提供できているかを考えて行動しようと思う。
5243	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に、ありません。	特別便等で、回答をして頂いた年金受給者の方に本来の受給金額でお支払い出来るよう調査、再裁定を早急に進めることが重要だと思います。 第三者委員会での、救済基準について再度検討していく必要があると思います。	年金の記録照会について窓口や、電話等で対応した際、過去の職歴が不明な方が多く記録については事業主からの届出という事もあり調査の難しさを感じました。問題の存在については、資格照会業務の担当をした昭和60年頃知りました。	資格照会の際は氏名索引や、お客様の職歴を順に確認しながら思い出して頂けるよう調査を行いました。 問題点としては①紙台帳から電算化への移行時、氏名のふりがなが不明だったこと②脱退一時金の説明が当時請求者に不十分だったこと③年金加入状況がお客様に対して通知書等ご案内がなく、わかりにくかったこと等があげられると思います。そして、その点についての対応が行われなかった事に今まで問題があったと思います。
5244	地方庁	その他(社会保険事務局)	国民年金3号被保険者の厚年資格得喪による 3号再加入漏れが多い。	地道な調査によって、不明の記録を明らかにしていく。	手書きの台帳による記録」が多く、書きもれによる記録もれもあるものとおもわれ、解決には多大な時間を要すると感じた。 問題の所在を明らかに知ったのは2007年1月頃。	他の業務と並行しての調査となるので、取り組む時間が限られてしまうこと。
5245	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	オンライン完成前については、申し立てをすべて認める。	記録の改竄・紛失等あってはならない。 正しい記録にしなくてはいけない。	申立人の記憶を呼び戻すよう、いろいろなヒントをあたえるようにしていた。
5246	地方庁	その他(社会保険事務所)	問題とするのが適切かはわかりませんが、共済組合の記録について社会保険庁で調べると明言されているが、昭和36年3月以前の記録は一部の共済組合を除いて調査が出来ません(短期雇用だと年金が一時金で支給済のため共済組合からデータの提供がない)。	現在は回答する際、共済組合から送付される記録を参照いただくようにお願いしているが、それ以上のことはできておりません。データの提供が受けられなければ回答することは出来ないので、何としても提供いただき回答するか社会保険庁では調べられないことを明確にしてもらいたい。	年金記録問題が起きる前は「本人の申立」と「社会保険事務所の記録」が相違するケースがあることがあっても、WMの記録が正しいものと指導されていたので、こんなに多くの間違いがあることを認識していなかった。又、統合していない手帳番号(今で言う浮いた年金)についても年金受給までは焦って統合しなくてもよいとの指導をうけていた。この問題をきっかけに、一日も早く記録の正常化に努めたいと思います。	
5247	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員が減らされているのに、通常業務、来客対応などの業務は減るどころかむしろ増えている状況の中で、それにプラスして年金記録問題も職員がやるというのは、無理があると思われます。 バイトを増やしても任せられる仕事とそうでないものがあります。 現場の職員が体調を崩しながら懸命に働いていることを考慮した上で、人員の配置や増をして、職場環境を整えていくことが、職員の志気を高め、仕事の効率化にもつながるのでは。	育休中のことだったので、深い認識はなかったが、復帰した今もまだ問題が解決していない状況を目の当たりにして、複雑な心境です。	その当時処理していていれば問題がなかったことを今やろうとしているところに無理があるが、今更それをいっても始まらないので、できる限りの努力をし、問題解決に励みたい。
5248	地方庁	その他(社会保険事務局)		職員の意識改革だけでなく、被保険者や受給者の方々にも、年金記録問題について、もっと正しい理解をしていただくべきである。 さらに、年金制度の理念等についても積極的に説明を行っていき、協力をいただくことが必要と考える。	報道された時期に、退職した職員を含め、職員全員の問題であると認識している。	年金記録問題について、理解を深め、被保険者や受給者の方々の立場に立って真摯に対応するよう心掛けた。 また、記録問題については、年金記録管理・体制の確立が不十分であったことが問題だったと考える。
5249	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特に存じておりません。	職歴審査システムをシステムで組めばいいと思います。	非常に重要度の高い問題だと認識していました。テレビや新聞の報道で知りました。	職歴審査システムのロジックを考えていましたが、どのような方法でやればいいのか、わかりませんでした。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5250	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題は、国民年金の加入記録、又は納付や免除の記録が無いケースや、厚生年金の加入記録、厚生年金の標準報酬が少なく決定されているケースの問題と認識しています。このような問題が存在するのを知るようになったのは平成18年頃だったと思います。	私は年金特別便・年金定期便で事務所に足を運んで戴いた方々、お電話をして戴いた方々の声に耳を傾け、年金加入記録に漏れや間違いがある場合にはウィンドマシーンで記録を探し、そのときに見つからなければ年金加入期間の調査票を提出して戴くようお話をして真摯に対応した。この問題についての反省点として、第一にこれまで国民の皆様の年金加入記録をお送りしていなかった点が挙げられる。今後は年金定期便をお送りすることでご自身の年金加入記録を確認できるようになっている。第二に紙台帳からウィンドマシーンに年金記録を移す時に、残念ながら正確に事務が行われなかった点、第三に基礎年金番号導入時以降、社会保険庁の組織として積極的に年金手帳が二冊以上お持ちの方の記録の統合(手番の統合)を進めてこなかった点が挙げられる。民主党政権下で、特に今後2年間は年金記録問題の解決に力を入れるとの方針と伺ってますので、私も微力ながら問題解決に向けて頑張りたいと思います。
5251	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	年金問題に取り組む専門知識のある人員の確保 メディアによる国民の皆様への協力依頼 メディアによる広報	被保険者及び受給者の中に浮いた記録を、一刻も早く解決することが、社会保険の信頼回復になると伴のご本人の権利回復に繋がると考えています。 5000万件の中に浮いた年金が報道された時期、それまでは、基礎年金番号に年金請求または、基礎年金番号統合のお知らせの時期に整理すれば良いと考えていました。受給者の年金がこんなにも浮いているとは思っていませんでした。	被保険者、受給者の立場に立ち、窓口で即時に解決できるものは、そのように対応しました。紙台帳からコンピュタ入力する時点での、間違いがかなりあったと思うし、年金番号で出来るだけ払い出さないような努力が、社会保険に不足していたと思う、各人の番号の払い出しが少なければ、問題がこうまで大きくなっていなかったと思われる。
5252	地方庁	その他(社会保険事務所)		社会保険庁で把握している記録を可能な範囲で提供し確認してもらう。	新聞等で取り上げられた頃だったと思います。	記録の管理の仕方がずさんだったと思います。
5253	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	長野県の場合、国民年金の記録(紙台帳)については、市町村の記録と定期的に突合している。この時、例えば、市村が納付済で社会保険の記録が未納となっている場合は、納付済に訂正するなど、被保険者が不利にならないように対応をしてきた。したがって、長野県は、マイクロの記録と突合して、記録に違いがない場合は、間違いないといえる。	年金記録問題はの解決は、最終的に政治判断で終結宣言をするしかない。時期を定めて終結させる。第3者委員会も解散させる。一人残らず全て解決する方針であれば、いつになっても解決はできないと思料される。 この場合、年金受給者に対しては、過去の保険料の納付金額と、現在まで間年金受給額を通知する。被保険者に対しては、最低年金額を決めて、これに満たなく死亡した者に対しては、その差額を支給する方法をとるなどの法律を改正する。	長野県の場合、国民年金でいえば、年金記録問題が発生するとは、認識していなかった。理由は、(6)のとおりである。しかし、年金相談においては、その相談方法や対応に問題があると感じていた。年金相談のときに、相談者が厚生年金に加入しても、会社名が思い出せない場合、記号(ア、イ等の顕文字)をヒントに与えるだけであった。思い出せない相談者は、わからないまま、年金の裁定処理を行っていたものと推測できる。会社名を言っても、成りすましの問題はほとんど起きないにもかかわらず、社会保険庁のマニュアルでは、会社名を言うことは、禁じていた。当初から、会社名を氏名索引するなどの指示をされていれば、特別便にはならなかったと推測され	反省すべきは、社会保険庁である。国民年金でいえば、紙台帳と電算機器との切り替え時にえいて、紙台帳をマイクロ化する時、納付済者(未納が1月もない者)は、マイクロ化は不要の通知がでている。この時、費金を雇用して台帳を完納者、未納者、還付、特例納付者等に振り分けの作業を行った。全部マイクロ化にすれば、こんな作業は、不要であり、今日の消えた年金の問題も起きなかった。当時どのように、社会保険庁は、考えていたか不明であるが、、社会保険事務所の職員の大半は、その区分けに疑問に思っていた。また、完納者等の紙台帳は、しばらく各社会保険事務所に保管していたが、紙台帳と電算機器の照合もせずに廃棄された。
5254	地方庁	その他(社会保険事務所)	まだウインドマシーンにでていない記録が多数存在していると思われます。 カセットオープンされていない	社会保険業務センターでもこの件については承知していると思われますが なるべく早くにウインドマシーンに人手をかけて打ち込む必要があると思われます また、その記録と受給者等の記録をチェックしてお知らせする必要があります。	基礎年金番号に統合されていない記録があることは承知していましたが5000万件という膨大な数字になっているとは思っていなかった。 また、平成9年の基礎年金番号導入時より相当年数が経過していなかった為年金請求時において未統合記録が解消されると思っていた。 しかしながら請求者が勤めた会社を覚えておらず年金記録問題前はヒント等は請求者にだしていたが、別人記録の統合を恐れるため消極的であり未統合に至った経過も多いと思われます。 未統合の記録があることについては、社会保険事務所に採用されてからすぐにわかりました。	長い年金の歴史の中で全て的確であるという事は非常に困難であると思われますが、やはり年金記録をお客様に対して知らせるという趣旨が全く見受けられなかったことが問題であり、未統合の記録が存在してしまうことはいたしかたないが、そのような記録も放棄してきた事であると思います。 上記の点につきると思われます。 どのように対応?と言われれば接触したお客様に対して必ず未統合の記録がないかは調べてはきましたが個人的な事にとどまってしまいます。
5255	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	全職員が一丸となって、解決していくことだと思います。	マスコミ報道によって、初めて知りました。	職員みんなで、がんばることだと思います。
5256	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知らない。	1件ずつ丁寧に記録確認を行う。	基礎年金番号に登録されていない国民年金・厚生年金保険の手番があるという程度の認識だった。 業務センターに保管されていた旧台帳記録の存在は、今回公表された時点で知った。	「とくべつ便」「定期便」に対する、来訪者や電話での照会の際、 回答をいただくようお願いした。 紙台帳からオンラインに切り替えた時点での切り替え漏れや、誤りならびに 切り替え後の確認不足。また平成9年の基礎年金番号制度導入時の周知不足などが記録問題の反省点と考える。
5257	地方庁	その他(社会保険事務局)	年金受給者の中に厚生年金沖縄特例納付済期間と新たに発見、統合された本土厚年記録期間がトータル月数でダブルカウントされていると思われますが法的に問題ないか疑問です。	問題提起しか思い浮かびません。	平成5年前後、業務課に在籍していた当時、記録整備係していたので被保険者だけでなく受給者のなかにも本土復帰前の厚年記録が脱落している方がかなりいる事は承知していた。	年金給付課の経験がなかったので、本人から申し出がないものは、あえて探しだす事はないという考えが主流だったとは認識してなかった。年金記録問題が発覚してようやく気がついた。組織風土に問題があったと思います。
5258	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	カセット記録・紙台帳記録等で現在WMで確認できない記録を確認できるよう収録する 基礎年金番号になっていない手帳番号に調査履歴を収録できる画面を作成する	収録もれ等の記録が存在することは期間照会業務や年金相談業務に携わるなかで知ったが、年金請求の時点で本人に履歴確認のうえ記録追加や手帳番号の重複取り消しをしていたため受給には影響していないと考えていた。	記録不備があることを前提に照合・確認するようになった。 記録の進達時および収録時における氏名・生年月日確認の不足により手帳番号の重複があっても確認ができなかった 大量の通知を一斉に発送し、記載内容がわかりにくいとの苦情も多く窓口が混雑したため、相談・確認できないまま帰られたお客さまがいた
5259	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	自分自身、一件でも多く記録判明させて、一日も早くお客様がかけた年金を正しく受給いただくことに専念していますが、業務センターに照会をかけても回答が遅く、旧台帳や記録オーブンに時間がかかりすぎだとおもいます。 古い記録所有者のお客様は当然高齢ですので、社会保険庁として管理しているデーター記録をなんとか早く整備し、すべて、出先機関である事務所で調査できるようにして欲しいと毎日思いま	今年9月まで私の担当業務で、直接の記録照会担当者に配置されたことがなく、他課の業務をしていたため、平成16年くらいだったと思いますが報道で知り、当時同じ課にいた資格照会をよく知ってる先輩に質問したところ、不明の記録はたくさんある事実と、これから庁が記録を整備し一件一件あたると説明されました。当然とても驚きましたが、一件一件あたるといわれ、亡くなった方はどうするのだろうと思いました。	その後、適用窓口担当に配属となった際、お客様にまず自分自身の記録がどう記録されているのか?確認いただかないともれがあるないがわからないと思ったので、窓口、電話でとにかく記録確認するように説明はしました。 原因とすると、紙台帳の字がきたなく読み取れなかったこと、機械化するとき入力誤りがあったこと、各地方により台帳や名簿の管理が統一していないことがそもそもだと思う。
5260	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	未統合記録や未収録記録問題の解決は、既に亡くなっている方も多いと思いますので、非常に困難なことと思います。 旧台帳の中で、コンピューターにまだ収録されてない記録があるとのことですので、旧台帳を1件1件収録し、名寄せするしかないと思います。(地方別に選別して、地方に送り返した上で、経験者の力を借りて収録できるまで記録を整備させたらどうでしょうか。) 未統合記録も台帳や原票のときのものと思いますので、地方から進達した現物が残っておればしらみつぶしに調査していくしかないと思います。(原票方式に携わった者もまだ元気にしていると思いますので今のうちだと思います。) 中央の状況がよくわかりませんので頓珍漢なことを書いたと思いますが、地道な対応をしながら、経験者が総力を上げて(何件解決するかわかりませんが)少しでも解決したらよいと思い書きました。大変失礼しました。	今日の問題は、殆どがオンライン化される前の紙台帳と原票方式のときのものだと思います。私の認識不足と思いますが、厚年関係の場合、地方から原票を切って進達していましたが、その記録と旧紙台帳進達分の記録がどこまで収録されているのかよくわかりません。私達は滋々と進達をしていただけで、記録の未収録があるとは思っていませんでした。今日のように記録沙汰が表面化してから知ったのが事実です。また、進達した記録がどのように管理され、年金請求の際にどのように活かされるのか等のビジョンが示されてなかったと思いますので、今日のような年金に対しての関心は殆どなかった状況です。	オンライン化になる前の原票の廃棄について反対の意見を言っていましたが、保管スペースが無いということで廃棄されました。 反省点 劣化が予想される紙媒体の保管、管理状況が悪かった。(破れ、インクのにじみ、消える、自然災害による消失等) オンライン化後の原票等の廃棄が最も大きな問題であった。 厚年番号払出簿(台帳でなく、その前のカード式)を廃棄したことも大きな要因と思います。(このカードを台帳に整理しているが、字が不鮮明なものについては曖昧のまま書き写されている。)
5261	地方庁	地方社会保険事務局長	他に承知している問題は無い。	現在、予定されている諸施策を確実に実行すること。	現場(社会保険事務所)での経験が少なかったため、年金記録問題を意識することは無かった。	平成19年以降、社会保険事務局長として「年金記録問題への対応」を最優先事項と位置づけ職員を指揮してきた。 現時点においては、平成9年の基礎年金番号導入時における記録の統合を徹底して行うべきであったと猛省するとともに、職員のコンプライアンス意識の欠如・職員の職務の執行が法その他の法令に適合することを確保するための体制が確立されていなかったことを反省しなければなら
5262	地方庁	その他(社会保険事務所)			制度がいろいろと変わることで起きた弊害だと思います。そしてそれを解決せず、ずっと積み重なってきたことで問題が大きくなったと思います。 基礎年金番号に統合されていない手帳番号があるのは知っていましたが、問題として認識したのは、年金記録問題として取り上げられてからです。	とにかくすべきことをやるだけです。 問題は後回しにせず、その都度対応・解決するべきだと思います。そして、情報の共有が必要と思います。
5263	地方庁	その他(社会保険事務所)				
5264	地方庁	その他(社会保険事務局)	オンラインシステム上で年金記録が照写されていない未統合年金番号がまだ多数あるように思われる。	記録の確認作業及びそれらの記録について早急な対応が必要と思われる。	ここ数年で、マスコミ報道等がされるまでは、ここまで膨大な件数の未統合年金番号・登録誤り等による未収録記録の存在には気付いておりませんでした。問題の存在については、平成9年に基礎年金番号制導入時に実施された、他制度年金番号に関する照会文書の送付、また、当時各市町村から送付されてきた国民年金関係書類の備考欄に、基礎年金番号以外の未統合手番が記入されており、資格取得・喪失届などの通常の入力処理のほかに、基礎年金番号と手番の統合入力処理件数が非常に多かったことを記憶している。	当時は特段、対応等について深く考えておりませんでしたが、業務処理時に判明した未統合手番等については、確認作業を行っていた記憶があります。反省点上記制度導入時や導入以降も、確実な名寄せ作業等を複数回にわたり行うとともに、他制度番号にかかる照会文書の未回答者については、回答があるまで督促文書等を送付、また、上記業務がある程度終了した時点で、「ねんきん記録のお知らせ」等を送付する必要があったと思われる。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5265	本庁	その他(本庁)	一般的に知られている問題以外は知りません。	まずは、この年金記録をできうる限りどなたの記録であるかを解明させてご本人の年金額に反映できるよう、全職員が一丸となって取り組むことが必要と思います。実際には、最後のおひとりまでというのは難しいものがあると思います。しかし、そのように取り組むことが、国民から信頼されることにつながると考えます。若い人に、日本という国は老後は安心して暮らせるので子供をたくさん生み育てても大丈夫ですよと印象づけることが、少子高齢化に歯止めをかけ、持続可能な年金制度につながるのではないでしょうか。	任期制の任用職員として着任したのは、昨年の9月です。それ以前は、異業種の職業に就いていました。メディアから流れる報道で年金記録問題を知りました。前職から転職するきっかけとなったのが、「年金記録問題」でした。年金記録の問題は、コンピュータ技術の発達と「問題点の先送り主義」が大きく関連していると思います。昭和20年代、30年代と現在のコンピュータ処理技術には大きな違いがあります。確かに管理がずさんであったことは事実かもしれませんが、年金記録問題はコンピュータ処理技術の問題も含んでいると思われます。そして、年金記録は年金の裁定請求時に整備すればよいという「問題点の先送り主義」が引き起こしたと考えます。	日本年金機構の准職員として内定をいただきましたので、国民の皆様の期待に答えられるよう、また組織のお役にたつよう自己研鑽に励み、また国民の声に耳を傾け、よりよい組織作りに励み、国民の皆様の幸せにつながるよう努力したいと考えています。仕事に取り組むにあたっては、問題点があれば真摯に向き合い、問題点から逃げることなく、問題が小さなうちに仲間と協力して解決するようまた上司に相談するようにしたいと考えております。
5266	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	再裁定処理を迅速に行うこと。	昭和63年頃、年金裁定業務に携わり、本人が自覚していないいわゆる「宙に浮いた記録」が存在することを知りました。その後、厚生年金期間調査を担当するにあたり、調査しても判明しない記録があり、そのようなケースの中には厚生年金記録に氏名、生年月日が整備されていないことを知りました。	年金の長い歴史の中で堆積してきた問題だと認識しています。当時はなるべくお客様の履歴を聞き氏名索引をし、出て来ないものは期間調査にまわして、受け取る年金に漏れがないように努めました。判明しない記録は本当に記録がないものなのかどうかもわからず、個人の努力だけではどうにもならないということを漠然と感じていました。 この問題が発覚してねんきん特別便を送っても、いまだに回答していない方もいますから、年金問題は終わりはないものという認識で今後も対応していくつもりでいます。
5267	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		人海戦術にて解消を図る手段をとっておりますが、それによる弊害が危惧されます。指導が十分行き届くのかどうか。再々新規の年金問題が生じるのではないかとの危惧です。2年という期限ないでは、他の手段はないとおもわれますが。 とく別便の未回答者も多い中、年金相談来訪時には、必ず確認する(請求者以外)等、係わり合いのある際に勧奨する方法も平行して実施してはと思います。	2007年2月17日新聞報道において認識しました。 発覚当初は、年金請求時に本人からの聴取によりほとんどの記録は整備できるものと、認識をしておりましたが、現時点では、特に電算化される以前の記録においては、台帳の判読に困難をきたしていること、旧姓データの未統合、死亡された方の未統合等、データの判明に全職員一丸となって取り組むべきであると認識し、実施しています。	事業所職員全員の記録確認を依頼された際も、積極的に対応を行いました。 年金記録の管理体制について、被保険者、事業所からの協力が得られるような報酬への対応をすべきであったと思われます。現在は、批判、責任追及だけであるので、事務処理においても、苦情処理に追われ、事務の非効率化を招いています。
5268	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現在回答がされていない受付をまず、回答するべきと思います。 また調査し、回答するまでの時間を短縮できるようなシステムを作成するべきと思います。業務センターに照会や補正依頼をしても回答や記録整備が何ヶ月もかかるようでは、記録問題は解決しないのではないでしょうか。	現在は、本人が会社名を思い出せない場合は、所在地や会社名を社会保険事務所から言って確認できるが、以前は社会保険事務所から会社名を言うことは出来ず、本人が思い出せない場合は、本人の記録と思われても手番を基礎年金番号に登録することは出来ませんでした。	以前は、会社名を言うことは禁止されていましたから、他に会社に勤務されたことを思い出したら連絡するようにと伝えることしか出来ませんでした。 現在は、会社名等を言うことは出来るので、本人が勤務したことを思い出すことが多くなり、手番の登録が増えたと感じますが、同時に会社名を社会保険事務所から言ったときは、本人の記録で本当に間違いがないか不安も少し残ります。 会社名等を言う、言わないについては、手番の登録が増加する点と間違いなく本人の記録に登録できるかという点のいい点、疑問点があります。
5269	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	確認には、当時のことに詳しい方、各制度について経験のある者が調査する必要がある。 OBなどの応援をいただけないものか。	転職、転居等で年金手帳が何冊にもなることは、仕事を始めたときから認識。	対応 年金記録問題が出る前から、年金請求受付時に徹底して記録を確認するように対応。特に、遺族年金では死亡者の記録を親戚等に確認してもらうと判明するケースが多かった。しかし、このやり方は、年金相談時に時間がかかりすぎると指摘されていた。 記録問題発生後は、申出者の話を丁寧に聞き取り、調査漏れが起こることのないよう調査するよう対応。 反省点 対応する者によって、記録確認に差が出ていた。 調査完結までに時間がかかるが、個人の限界を感じる。組織として改善することができなかった。
5270	地方庁	その他(社会保険事務所)		「何年で終わらせる」と期限を設けず、確実にまた迅速に処理を進めていくしか方法はないと思われる。 また、すでに死亡している方も多く、配偶者に確認をとっても、結婚前のことまでわかっている方は非常に少ないためすべてが確認できるとは到底思えません。 完全解決は無理だと思う。	すでに機械化が完了した後に採用となっているので、問題が発覚するまでこんなことになっているとは思ってもいなかった。	複数の年金手帳を持っている方については、統合をし、すべての手帳をなくさないよう保管してもらうことをお願いしていた。 各種報道によると、何十年も前からこのことはわかっていたらしいので、発覚するまで何もせずにいたことを反省すべきである。 その犠牲となった国民およびトカゲのしっぽ切りのように身分変更される現役社会保険職員に対し、省・庁および退職者はどのように思っているのかもっと反省の意をあらわしてほしい。
5271	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	広域人事ではなく、その地方の状況を知っているその地方の職員が記録を探すほうが効率的だと思います。 たとえば A商店は有限会社Bであるとか、 株式会社Cは株式会社Dの系列で、その当時株式会社Dで適用されていたとか、 事業所記号が数回更新されえているので、回答票に事業所名が正しく出力されないとか、 そのほかにもその地方の事情があり、検索システムでマニュアルのとおりに探しても発見が困難な事例はあるはずです。 旧台帳カセットについて、本人からのはがきに関係なく全て開いてほしい。 昔の記録はOBOで探してもマイクロにたどり着けないケースがあります。旧台帳カセットを全て開いてあれば、氏名索引でとりあえず番号にたどり着くことができ、そこからマイクロを探すこともできます。	年金受給者は年金の請求を自分でせず、金融機関などに任せたり、自分で年金記録の確認を行わなかったり、年金手帳を会社に出さず、何冊にもなり、それをなくしてしまうなどの年金制度に対する無関心がひとつの原因と思います。 社会保険事務所側としては、生年月日や氏名に不備が多数あることや、生年月日を丸めて処理されていたことを相談担当者が知らず、また知らされずに記録も放置されたままになっていた事も原因のひとつだと思います。 「間違いないと思っていた」と言い記録を調べようとしない受給者と、 年金手帳を持っているとか記録を確認することは「自己責任」であり、年金請求時には本人は年金記録を当然確認しているので、本人の申し立てる記録があればそれで問題ないと思う社会保険事務所との食い違いと、 生年月日や氏名に不備があったり、カセットが開いてない記録が多数あることを知らず、また知らせず、不備のまま放置していた社会保険庁の問題だと思います。	年金給付課に在籍していた時は年金裁定時に氏名索引などで、その時にできた可能な範囲の検索を行い、本人が申して立てていないものでも本人に照会した上で裁定を行っていました。 年金相談を行っていたときも本人の申立以外に記録がありそうな場合は本人に必ず確認していましたし、本人の申立の記録が見つからない場合は検索方法を工夫しその当時可能な範囲で調査を行っていました。 社会保険庁の問題のほとんどが地方とノンキャリとキャリアの三問構造、または地方の事務所と社会保険庁の乖離が原因のような整理をされていますが、そうではなく、今加入した記録や今納付した保険料が年金として出るのが数十年後で、それを20年ぐらいもらい続けるという制度に合わせた記録管理を最初からしていなかったことが一番最初の原因であり、地方の情報を知っている地方の職員を何も知らない土地に送りマニュアルどおりに処理をさせれば全ての問題が解決されるかのような考え方は、見つかるべき記録を埋没させる可能性があると思います。 お客様サービスとよく言われるようになりましたが、アンケートの回答の点数ではなく、自分自身がサービス業であることの本当の意味を理解しなければお客様サービスも無意味なことになると
5272	地方庁	その他(社会保険事務所)	・受付不明分(被保険者ご記入の期間照会申立書の紛失含む)の存在	・集中的、集約的な事務処理 ・未納期間、納付実績など一定条件の下ある程度パターン化した回答処理	防ごうと思えば、防げた人的なミス 受付から回答までの事務処理が遅い 在籍前	対応 ・受付から回答までの期間短縮。受付即照会、市区町村・他庁からの回答即本人宛回答作成の励行 反省点 ・窓口となる各事務所に専門チームがなかった。 ・小まめに進捗状況をチェックするなど、滞留防止が十分ではなかった。 ・担当職員からの聞き取り(例えばこのようなアンケート)などによる現状把握が、ほとんどされて
5273	地方庁	その他(社会保険事務所)	現在のようにさわがれるようになるまで、関心はかなり低く、平成9年基礎年金番号付番の時には、宣伝もかなりしていたけれど、記録をつなげようとする人は少なかったようでした。今でこそ記録は一本化しなければいけないものだということがわかってきていますが、年金制度が始まった頃は、年金としてもらう未来の姿を考える人はいなかったのではないかと思います。特に女性は昭和53年5月まであった脱退手当金を受けてしまっている人が多くいました。	一件一件コツコツと、調べていくしかないと思っています。ただ、最近はかなり調べる精度もあがってきていますので、何度か確認をされている方については、もう記録は出てこないということもご理解いただくような宣伝もしていただきたいと思います。	記録が一本化されていないことについては、手帳を何冊もお持ちの方が来所されたり、資格照会で氏名生年月日で検索すると記録がたくさん出てくる方はいました。 年金相談で年金受給の手続きに来られた方には、他に記録があるかどうかを必ず検索していましたが、当時は、こちらからはヒントのみしか言うことができなかったので、なかなか記録がつながらなかったということはあったと思います。	会社から取得届が提出されたときには、他の番号を持っていないか確認していました。ただ、その件数が多いと一件ずつ細かく対応しきれなかったと思います。記録について、本人が疑問を持って来所していれば、確認して訂正していましたが、こちらからお知らせするようなことはありませんでした。平成9年基礎番号導入後に住所が記録として収録された頃、お知らせするシステムができていればよかったと思います。私個人としては、電話窓口での応対に一件でもつながっていない記録がつながるように力を尽くしていきたいと思います。
5274	地方庁	その他(社会保険事務所)			国民年金課に在籍しているときにWMとマイクロフィルムの記録に相違があることを知った。	本人の領収書等があるときは、そちらを優先したり、本人からの申出がない限り、把握は難しいと思う。
5275	地方庁	その他(社会保険事務所)		現時点となっては、とにかく人を増やし、未統合番号を減らすことが重要と思われます。	昔は国民年金と厚生年金で別々の番号を使用していたことなど、年金制度自体に内在される不可避な問題。 平成19年5月	問題点:あくまで申請主義をベースとした点、問題発覚後も初期は収納率を重視し、職員配置も徴収担当課に重点を置いていた点。 対応:年金記録問題に関係ない来訪であっても、基礎年金番号以外に手帳番号が存在しないか、積極的に確認に当たった。
5276	地方庁	社会保険事務所課長級以上	年金請求は本人請求を原則としているため、機械管理前の名簿は請求があったときわかればいいくらいに記入してあるものが大変多いです。 よって、機械管理への移行期にミスとなるのはある程度ありえること思います。	やはり本人の(または遺族の)申し出に基づいて地道に記録を整備するしかないと思います。	職を変えるたびに年金番号を新しくもらってしまい本人自身それがどういう問題になるのかまったく認識してない場合が多かったです。 25年くらい前(基礎番前)でしたが、職業を変えても番号が一つのことがあの当時周知されてなかったと思います。	本人より職歴を詳しく聞き取り重複取り消しできるものは統一番号に近づけました。 もっと古い時代から厚生年金の番号を変えてはいけない広報を徹底してれば 5千万件はなかったかもしれません。
5277	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	職員一人ひとりが、最重要課題であることを常に意識し、現在進めている年金記録確認事業について、お客様の立場に立って親切丁寧な応対をこころがけ、新たな記録が判明したお客様については、迅速かつ正確な処理をすべきであると考えます。	お客様の年金受給に関して直接反映する問題であり、非常に重要な問題であると認識していました。問題が存在することを知ったのは、年金記録問題がマスコミで報道されてからです。	最重要課題と認識し、できるだけ早く問題が解決するよう対応したいと考えています。反省点については、紙台帳から記録データへの移行作業処理段階の確認行為の欠落と、基礎年金番号導入時の周知徹底の不足が挙げられると考えています。
5278	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	適用調査課や国年業務課の課員が片手間に扱うのではなく、記録関係専門に対応する課を作るべきだと思います。 当初、記録課が1月からできると聞いていたのに、最近になって、やはりその課はないということになりました。 せっかく良い案だと思っていたのに、どうして記録課はなくなったのでしょうか。 それに対する説明がないので、どんな経緯でそうなったかわからないため納得できませんし、とても残念に思います。	問題が発生したとき。	組織に入って2年ほどなのでよくわかりませんが、ダブルチェックの体制がなかったためミスが起きても気づかなかったのかと想像しています。 どんな作業でも必ずダブルチェックが行われる仕組みが必要だと感じています。また、ある程度はミスを機械がチェックして警告を発するようなシステム開発が必要だと思います。現状のオンラインシステムはその機能が低すぎます。
5279	地方庁	その他(社会保険事務局)			基礎年金番号に統合されていない記録(手番)が存在していた事は、認識していましたが、不備な記録(氏名なし等)がこれほどあることは想像していなく、このことは平成19年まで知りませんでした。	過去記録調査や裁定請求時における確認で対応していると思っておりました。反省点としては、過去の記録管理の知識が足りず、不備な記録の存在に着目していませんでした。
5280	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		平成9年基礎年金番号導入時埋もれている記録が多く存在すること、そのままになっていることの問題を認識していました。被保険者(受給者)の不利益となることの問題を認識していました。	手作業時代からの積み重ねのため、長い年月をかけての解決が必要と考えていました。個人で解決できる問題ではなかったため、システムの構築等が必要と考えていました。
5281	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題の原因は、社会保険庁による記録の不整備のみならず、被保険者へ制度の説明不足によって起こったものと認識しています。 日ごろの電話応対により、お客様より「知らない」、「聞いたことがない」という言葉を聞いたとき、より問題視すべきことと認識しました。	反省点としては、未統合記録の存在をもっと早くに把握していること、職員1人1人が業務をより問題視する心掛けがあれば、特別便送付をより早く対応できたのではないかと考えられます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5282	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	正規の職員の数が足りません。業務をこなすうえでは、多くの派遣職員よりも一人でも多くの正規職員が必要と思われます。 相談に来られる方は、何十年も前のことなので、記憶が定かでないため、記録が特定できないケースが多い。今までの判定基準を見直し、どの程度まで本人の記録と認めるかが必要と思え	統合されていない記録につきましては、ほとんどが年金の受給に繋がらない掛け捨ての記録だと思っていましたが、これほど多く受給に繋がる記録が宙に浮いていたとは、思ってもいませんでした。問題の存在を知ったのは、新聞等報道がされ始めてからです。	事務所全体での対応になると思いましたので、記録照会等処理の仕方を学び、相談対応できるように備えました。 過去の業務運営の無責任さには、非常に驚かされました。オンライン移行のときにデータ化された記録の確認がされてなかったのは明らかであり、これから先のことを検討せず、その場で済ませてしまったことが問題であったと思えます。
5283	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	現在行っている本人からの申し出を、調べる	年金の番号を重複してもっていると、記録が統合がなくなってしまう。	取得のさいには、番号を必ず確認する
5284	地方庁	その他(社会保険事務局)		これからの、年金記録の問題の解決は、お客様の協力なしには解決はできないと考えます。お客様の協力をいかにして得られるかが年金記録問題の解決策であると思います。 公報での周知、窓口でのマナースタンダードの徹底を基盤に信用回復をはかり、私たち職員の声に耳を傾けてもらうこのことが、お客様の協力を得る第一歩と考えます。 窓口では、接遇の講師を現場に派遣して日常の接客に対する問題点を指摘していただき、窓口終了後に研修を行い改善策を考え、全国で共有していく等、接遇の研修を充実させ窓口対応のレベルアップをすることが考えられます。 また、お客様に協力いただけるような職員であるために、個々の職員が年金記録問題に真剣に取組むことが、すべてにおいての最善策であると思います。	年金記録問題は、年金制度の基盤揺るがす大きな問題と考えています。 存在を知ったのは、窓口業務に携わるようになってから、年金手帳を複数枚持っているお客様の記録が未統合となっているのを知ったからです。	お客様一人一人の年金裁定請求書に記載の有る職歴を確認し、漏れがないことを目指して対応していました。 自身にあてはめると、社会保険庁に採用になるまでは、年金制度についての理解があまりなかったと感じることから、年金・社会保障制度の周知が不足していたのではないかと考えます。
5285	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	国民年金、本人等(申請者)が、市町村役場の窓口に手続きしに来たとき身分証明書等を持ってきてもらって記入してもらった時窓口対応者が確認して受理すること。市町村役場のデーターと照合して訂正があれば訂正して社会保険事務所に送付する。社会保険事務所は、データーと照合して訂正があれば訂正する。厚生年金等、本人(被保険者)と事業所の担当者と身分証明書等と照合し、確認の上、社会保険事務所に資格取得・喪失届を提出する。社会保険事務所は、データーと照合して訂正があれば訂正する。(第3号該当届も同様にする。)	年金相談(窓口)業務にたずさわったことがないのでわかりません。	上記(8)回答のとおりわかりませんが、反省点と言えば同じ職員として、国民の奉仕者なんだ社会保険庁の職員なんだ、社会保険の業務を遂行するんだ国民一人一人のために頑張るんだ、新しい組織になっても看板だけじゃなく、自己意識改革をもって、国民の一人一人に信用してもらう、信頼を回復する、一人一手帳、一冊一生持ち続ける年金手帳を作成するんだと意気込みをもって望むべきです。
5286	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特にありません	今後、紙台帳との突合を多くの人員を投入して実施する予定となっておりますが、ほとんどが知識を有しない者と想定されますので、管理・指導するため熟知した多くの職員が必要と思います。	宙に浮いた5，000万件の年金記録がマスコミに報道され、このような状況であることを初めて知った。 地方では、このような状況であることは知らされていなかった。	被保険者等の年金記録に漏れがあるかどうか確認すること。 基礎年金番号導入時に、統合されてない記録を徹底的に調査・確認をすべきであったと思います。
5287	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	これといった有効な方策はないと思います。とにかく人員を最大限導入しなければならないと思います。	同一人が複数の手番を取得している可能性があるというのは以前から知っていましたが、記録はきちんとコンピューターで管理されているので、年金請求時等に本人からの申出があれば問題ないと考えていました。ただ、記録自体が紙記録とこれほど相違しているとは思いませんでした。	特に個人的には対応しませんでした。 届出主義なのだから、何かあればお客様の方から申し出てくるという意識があったと思います。 また、加入記録はお客様自身でも当然承知しているものという思いもあり、年金の記録を管理する官庁としての責任が欠如していたとも思います。
5288	地方庁	その他(社会保険事務局)	知られていない問題で存じ上げていることはありません。	(6)に該当しないため、回答すべき事がありません。	年金記録が、氏名・生年月日等事業所及び市区町村からの届出誤りにより基番に登録もれであったり、被保険者自身が氏名変更・住所変更による届出を行わなかった事による登録もれは、以前からあり、期間照会や資格取得の折検索する事で地道に登録処理を行っていました。社会保険庁から毎年送られる疑重複者の一覧で課長クラスの方が処理されていたと聞きましたので、少しずつでも解決していると認識しておりました。ですから、あれほどの件数の方の記録が解決していない事など、年金記録問題を認識したのは、実際には平成19年頃です。	早急な解決を要する問題なので、被保険者一人一人の立場に立って聞き取りなどから、氏名・ふりがな・生年月日・住所地・会社通称名等々、誤りの可能性の有ると思われる全てを検索し、丁寧かつ慎重に対応しました。 他所や過去に見つからなかった記録が見つかったときの被保険者の方の喜びは私達厚生労働事務官の喜びでもありました。当然、登録されていないといけない記録が、事業所・市町村・社会保険事務所等の誤記入・確認もれ等により登録されずに残されている事は、許されない事であり、既に退かれた方々をはじめ職員全員が反省し真摯に受け止める事実であると考えます。 一人でも多くの方の記録問題を、効率的に早急かつ慎重に間違いのない事務処理により解決し
5289	地方庁	その他(社会保険事務所)	事業所記号重複払い出しよる事業所名相違等 単純なことだが、共済も全て管理してると思ってる方が多いこと。特別便等にも共済の記載欄があるため、また共済の方は説明等に要する時間が長くなる傾向にあるため、本来の調査の支障になっていること。 業務センターで一年以上放置した特別便を各県に振り分け年内に回答しろという指示。それに伴う手当てなしの強制的な休日出勤、時間外労働を強いていること。(権利主張という意味ではなく後に問題にならないのか・・・)	給付原簿と基礎番データの連動性がない。この二元管理をなくす。 今までの何十年という無策の積み重ねを短時間で処理するのは、システムが不備な以上マンパワーに頼るしかないのでは？現場に下ろすのであれば精通した人が少なすぎる。 今回の問題で年金に対する関心は高まった。金融商品としても非常に優れている。いくらかけていくらもらえるという関心を常に与えることが今後は重要であり、自ずから手帳乱発や偽名、生年月日詐称の届けがなくなる。	統合されない番号がそんなにあったのか・・・末端では知り得ない情報でありマスコミ報道で知った。 また、かけたのに受けられないのはとんでもないことであり自分の立場であれば怒って当然である。 特別便対応では徹底関係担当であったが限界まで窓口対応し、調査統合に努めた。昔からの積み重ねであるにもかかわらず、全てを現世代の人員の責任にされたと疵痕思った。クレーマーによる勘違いに起因するところも多く、駐声を浴びせられたり暴力を振るわれたりした。異常な状態だった。	記録がここまで不備とは思わなかった。 全国民が年金手帳を大事なものだという認識が昔から無かったのでは？また将来的に必ず起こりえることが予想される問題にもかかわらずシステム整備をしてこなかったのが大きな原因では？ 職員も被保険者も常に記録を確認し一本化につとめ、金融商品としての魅力をアピールし、お互いに育てていくべきであった。 自分としては当然ながら調査統合に努めた。あらゆる方向から確認作業を進めた。今現在も回答書を作成してます。
5290	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金給付関係を担当したことがなかったので、このような問題があるとは、認識していなかった。消えたといわれる5千万件の記録について話題になってから知った。	記録確認に来られた方に対して、話を聞き、記録を見つけるように努めた。 常に確認をすることが大切だと思う。被保険者を適用するときの姓名、生年月日、紙台帳から機械への切り替え時等確認が足りなかったのではないか。
5291	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし。	国の保有する記録と国民・市町村・事業所等の保有する情報を一件一件突合していく以外ないと考える。	詐取・改ざん問題は別として、国と国民双方に落ち度があった問題だと認識している。「宙に浮いた年金」については公務員採用時から知っていた(認識していた)。	国民年金業務に携わっているときは、現役世代者に対して、戸別訪問・納付相談時に積極的に記録確認(職歴確認)し、記録統合処理を行った。「宙に浮いた年金」については言えば、年金請求時に記録整備を行えばそれでいいというような考えが庁全体にあったように思う。自分のことであっても何十年も前の職歴等があいまいとなることは明らかである。また、事業所・国民の意識が薄いことによる手番の複数払い出しや基礎年金番号通知時における他番(手番)照会返信はがき未回答も原因のひとつと考える。少なくても、基礎年金番号導入時に、本当の意味での「一人一番号」実現のための施策を大掛かりに行うべきだったと考える。
5292	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	ねんきん特別便にてある程度は整理されつつあると思います。 未統合の年金記録を共済記録も含め一旦きちんと整理した上で、改めて通知すべきだと思います。現時点では受給者及び被保険者へいろいろな通知が送付されているため混乱していると思われます。 不適正な遡及訂正については滞納事業所の役員等についても年金額が全額支払われるのには個人的には少々問題があると思いますので何らかの法改正も考えるべきではないでしょうか。	5000万件報道があった頃 基礎年金番号が導入された平成9年1月時点では厚生年金保険・国民年金の加入者については番号を2つは持っていたからそれほど深くは考えてはいなかった。ただ今となればこれほどの未統合があるとは想像はつきませんでした。 紙台帳とオンライン上にこれほどの間違いがあることも知りませんでした。	1人1番号の徹底不足による年金手帳(番号)の交付 年金請求時に統合すればよいという考え方 基礎年金番号の導入時におけるその後の統合への意識不足 基礎年金番号への未統合がすべて消えた年金問題として報道等されたことによる混乱 不適正な遡及訂正については適用拡大も考えられると思います。
5293	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくに知っていません。	今、取り組んでいる年金特別便・年金定期便等の記録照会の回答を速やかに行い、年金受給者についてはなるべく速く再裁定が行われるよう努力すること。	基礎年金番号に登録されていない記録については、本人からの申立てにより年金請求時点で必ず登録されるものと認識していました。年金相談窓口で対応するときは、必ず本人の記録を確認していましたし、見つからない場合は記録の調査も行っていましたので、その時点までに記録整備が行われていれば、年金受給には問題なく、問題であるとは認識していませんでした。加入者についても記録に問題のある方についてはご自分で期間照会をしているものと思っていました。 それが問題なのだと知ったのは、世間一般に年金記録問題として取り上げられるようになってからです。年金受給者でも記録がもれている人がこんなにいるとは知りませんでした。	年金特別便・定期便の対応の記録整備に努力しました。年金請求時にも再度年金記録を本人に確認するようにしています。 基礎年金番号ができるまでは制度ごとに年金記録が管理されていたため、この基礎年金番号に登録する時点で今行われているような通知をお送りするなど、個人の記録を確認してもらう等して、もっと番号の登録を重視していれば良かったと思います。
5294	地方庁	その他(社会保険事務所)		再裁定の時効特例分をコンピューターで出来るように、システム開発を行う。	「消えた年金」ではなく、一人で複数の厚生年金被保険者番号を持っていたり、平成9年の基礎年金番号導入時に、他の番号を持っている人は、返信用はがきで、庁に返送するようになっていたが、返送していない人がかなりいると思われる。 そのような人達の年金は、消えたのではなく、別保管されているだけであり、全て庁が悪いように報道されたのは、心外で大臣がきっちり説明してほしかった。 問題を知ったのは、平成19年初め頃です。	不安をもって電話をしてこられたお客様や、来庁されたお客様に出来るだけ安心していただけるよう、懇切、丁寧に説明を行った。 社会保険制度について、マスコミを利用した広報を以前から行うべきであったと思う。
5295	地方庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特別ありません。		膨大な記録の整備の方法に問題があったと認識します。 知った時期については、新聞等の報道が始まって知りました。	年金決定時に記録の整備をするという判断をした時点では、判断のひとつだったと思いますが、それが結果的に問題の先送りになったと考えます。 そういう意味では、年金定期便などは問題解消のひとつの方策となると考えます。
5296	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	わかりません。	認識したのは、マスコミ等にいわれてからです。	丁寧な対応に努める。反省点は、今まで挙げられたとおりです。
5297	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		これだけの人の記録補正が必要だとは思いもしなかった。昔(紙台帳から機械へ)はどういう記録管理をしていたのか知りたい。なぜこのような問題が今起きているのか、もう少し早い世代に判らなかったのか、誤った年金記録で年金受給しすでにお亡くなりになった方のことを思うと今更ながら非常に申し訳ない気持ちになる。 年金記録問題の存在を知ったのはいつ頃かは、さわがれた時期から。	とにかく今すべきことを、国民の皆様に誠意をもって対応(業務)し一日でも早く社保庁の信頼を取り戻す。 ＜反省点＞社保庁としては年金記録問題何千万件を早急にこなす。と考えているが、そのうちの一件一件に家族の人生がかかっていることを頭に入れるべき。業務をこなすというよりも、一件一件誠意をもって より早く確実な年金記録にしていこうと思っています。
5298	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録問題については、社会保険制度が出来てから現在までの積み重なった問題であることから、短時間で判明しない事象も多々あると思います。 結局はマイクロ・紙台帳の確認作業を地道に積み重ねていくことでしか解決に繋がらないと思います。 ここで中途半端な回答をしてしまうと過去の誤りと同じことの繰り返しになってしまいます。 早期解決の方策にはなりませんが地道な作業の繰り返しがお客様への信頼へと繋がる一番の方策だと思います。	自分が年金給付課に平成9年7月～平成12年3月の間在籍していた時に、老齢請求書を受理する際に請求者本人に年金記録を請求書に記載していただくようになっていましたが、そこに記載がない場合、氏名索引をして別手番の記録が出た場合、本人に聴き取り確認をするも、「記憶がない」「思い出せない」等の場合、本人の記録と思われるケースでも(確認できない以上別人記録と判断せざるを得ないと思いますが)統合が出来ないため、宙に浮いた状態になったと思います。 中には氏名索引をしないで持ってきた年金手帳が全てで他は記録がないというような対応を過去にしていた人もいるということを聞いたことがありましたので過去からの積み重ねだと思います。	当時は届出主義の考え方が強く、本人の記録でさえ申請しなければ送付されないという状況でした。 まさしくお役所仕事であったと思います。 今では、年金請求書のターンアラウンドが始まったことは上記問題に対して改善を図ったことだと思いますし、さらに年金定期便で定期的にお客様にご自分の記録をお知らせすることは非常に上記問題の改善に繋がることと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5299	地方庁	その他(社会保険事務所)		名簿(紙台帳)と、wm(機械)の記録の突合を、全件行う。その上で、基礎年金番号に結びついてない記録は、再度特別便等照会を行う。	年金受給に結びついていない記録が多数存在すると報告があった時に、知りました。 本当の年金受給されていないことは、大変な問題と認識しています。	上司からの問題解決に向けての業務処理の指示とおり、対応しました。 窓口対応の際、機械上出てこない加入期間調査に対しても、調べれる限り、調査し、出てこない場合は照会用紙の提出を促してます。 機械上に記録が全件入力されていないこと、正確に入力されていないことが反省点だと思います。
5300	地方庁	社会保険事務所課長級以上		紙台帳等の収録化。検索方法の柔軟化。あいまい検索等検索しやすいシステム開発を。	かつて年金給付課に所属していた頃、お客様が働いたという記録が出てこないといったことがありました。短期勤務や季節的業務であることもありましたが、同僚の名前や社長の名前事業所の所在地といった情報を引き出し検索をかけたりしましたがそれでも見つからない場合は期間照会をいただきました。 管内で見つからない場合は払出簿や払出票から調査していきました。	とにかくどんな細かいことでも履歴を聴取するように心がけました。また集団就職等、複数で就職するといったことがありましたので極力事業名記号番号等を控え同様の方への対処方法の一助としました。 データ管理上の問題。また被保険者、事業所等へ一人一生一番号の徹底した周知指導がかけていたのではないでしょうか。
5301	地方庁	その他(社会保険事務所)	台帳管理時代の社会保険事務所や市町村役場の転記もれ、事業所の届出もれ、本人の届出もれ、各種様々なケースが考えられ、すでにマスコミで取り上げられている事は、全て公表されていると思われます。	年金機構職員以外で、第三者機関を作り、特別便の回答がされていないお客様への戸別訪問または電話勧奨により、全員の回答を求めることが望まれます。 年金機構の職員は、再生委員会の指示により、コスト削減のため大幅に人員削減されている観点からも、第三者機関の職員がおこなうのが得策と思われます。 また、年金事務所へ回答することに抵抗があるお客様もおり、第三者機関であれば、回答していただけると思われます。 マスコミの報道により、社会保険職員は悪者であるという世間の認識があり、拒否反応を示すお客様も多く存在するのが、現状です。	不適正免除や標準報酬改ざんについては、マスコミ報道で初めて知りました。 その部署に配属されていないと、全く分からないと思われます。 引継ぎを受けた時に、そういうルールになっているという認識から、大量の処分者が出たのだと思われます。 引継ぎを受ける前に、マニュアルに目を通してから、引継ぎをする必要があると思われます。 国民年金の納付記録と、本人の領収証または印紙が相違する場合も存在したことは事実で、納付記録を訂正処理することで、大きな問題になるとは認識していませんでした。 平成3年に国民年金課に配属されていましたので、当時からあったと思われます。 厚生年金関係のもれは、大多数が会社事務担当者の届出もれであり、雇用保険の手続きはしたが、社会保険への届出はもれているケースや健康保険組合の場合は保険証は会社で発行するために本人には厚生年金加入がもれているのに気がつかないケースもあります。 これは、算定基礎届の受付調査時に多々発見されることですので、平成5年に業務課に配属されていた頃から、あったと思われます。	お客様にデータを見せない、渡さないという体質が、年金記録問題の根底にあると思われます。 年金受給時に、トータルの月数しか説明しなかったために、過去の何年度に未納があるとか、会社履歴を渡さないために、厚生年金の統合もれ等が数多く存在することとなったと思われます。 民主党のマニュフェストのような年金通帳等で、確認ができるシステムが大事だと思われます。 年金事務所や役場の窓口に相談に行くのが面倒との意見もあり、インターネットだけでなく、携帯電話からも記録確認ができるシステムも検討するべきだと思われます。 ただし、プライバシー保護のセキュリティーが重要になると思われますが。 市町村役場との協力体制も悪化しており、事務指導や事務担当者研修がないため、間違った説明を役場職員がしているケースが多々ありますので、対応マニュアルを市町村役場にも配布するべきだと思われます。 会社も長年の不況により、社会保険事務担当の配属や労務士と契約しないために、事業主が片手間で事務をおこなっている場合も多く、適正な届出管理がされていない現状です。 今現在、社会保険だけがマスコミの標的にされていますが、税務署や市町村役場等、適正に届出処理や保険料計算がされていないことも多々あると思われますので、国民全体の問題として、役所間係は全てに第三者機関での調査をする必要があると思われます。
5302	地方庁	社会保険事務所課長級以上		○現在、手番を持っている方の磁気データ化を図り、統合済と未統合の整理を図り、未統合の分について検索できるシステムがほしい。国家プロジェクトの考え方も出されていますが、現在の業務処理と切り離して、専門的(に対応していくことが必要です。	○私が採用されたときは、厚生年金及び国民年金の手番についても、現在のように意識して前歴確認するまでは至っていなかったように記憶にしています。厚生年金から国民年金にかわる場合について、喪失年月日の確認を現在のように書類(喪失証明書等)による確認が不十分であったように記憶しています。事業所変わるたびに、新規の厚生年金の手番をもっている方がいました。	○私は、採用当時、脱退手当金を担当してきました。その中で前歴路の加入記録が必要である旨をいしきすることとなりました。年金担当も経験しましたが、配偶者の加入記録についても意識して対応してきました。国民年金担当時にも夫婦同伴で北同についいて、他の年金制度との関係から関心を持つようになっていました。国民年金関係に携わった場合も意識して手番の統合についても意識して統合処理をやってきました。基礎年金番号導入される前は、この辺のところの意識が弱かったように思います。広報宣伝も不十分だったと考えられます。 ○今後は、一事務所の対応に任せるのではなく、組織として、広報宣伝をすることが必要とおもいます。組織内部の研修だけでなく国民に対する総研修が必要なではないかと思います。
5303	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金手帳をいくつも持っておられる方がおられたので、年金手帳を失くして勤めた会社名を忘れたら大変だなと思いました。名前がウインドマシンに収録されてない方やデータが業務センターにしかないという問題を知ったのは、2年前の記録問題に関する職場や報道等で知りました。	特別便や年金請求のさい、氏名索引や職歴審査照会などで、もれている期間について、該当者がないか調べ、お客様の立場にたった対応をしました。また、時間外や休日出勤でも対応をしました。もっと1人1つの手帳しか発行しないということで就職が初めてじゃない方には手帳や職歴確認をするべきだったと思います。
5304	地方庁	その他(社会保険事務所)			・当時、資格照会に携わっていた時に、雇用の条件からか特に女性の生年月日が相違している事が多く、後々きちんと記録が整理されるのか不安に思った	・基礎年金番号導入時、他手番の統合面知の徹底が不十分 ・機械化される前の記録管理が社撰 ・被保険者の重要な年金業務に携わる職員の意識の欠如及び被保険者側の関心の希薄
5305	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません	この度の問題については、制度ごとにそれぞれ別の番号で管理していたことが、原因の一つと思います。現在は基礎年金番号で一本化されておりますが、万全ではありません。そのため、国民一人一人に社会保障番号等の導入が最良の方策ではないでしょうか。	平成12年に採用されて以降、統合されていない番号や、マイクロ台帳と相異する記録が多少あることは認識しておりましたが、5000万件にも及ぶものだとは、今回の問題が発覚して始めて知りました。	この問題が発覚して以降は、お客様の情報を慎重に聴取し、こちらのデーターを疑うことから対応するように心がけました。反省点については、職員の記録の管理に対する意識の低さが反省点だと思われます。
5306	地方庁	社会保険事務所長	特になし	現時点においては、ねんきん特別便による調査回答処理の速やかな対応、並びに信常的なねんきん定期便において、ご本人の確認により、保険者の適正な処理・事業主の適正な届出・被保険者の確認と三者による、相互体制の確立が重要と思われる。地道な対応しかない様に思われる。	この年金記録問題においては、平成19年当時、現厚生労働大臣の宙に浮いた5,000万件の件において認識した。しかし、これについては、平成9年において基礎年金番号の導入の際に、その他の手番持ち主の統合の重複取消届が提出されていない被保険者が相当数いるもの。また、事業主の届出誤り等の問題ぐらいの認識であった。年金請求時には職歴を記載のうえ確認いただき、その時点で納得のうえ請求されていたことと認識していたので、ここまで根の深い問題になるとは思っていなかった。	受給者・被保険者の記録が現在、又は将来の年金給付に著に直接結びつくため、職員へ来訪相談者への不安感を払拭させるため、それなりの対応をするよう常々指示をしてきた。 また、この問題については、事業主の届出における取得・喪失年月日等の法的な整合性・重要性が、保険者としての意識が甘かったとのではないか。これが将来の年金給付に結びつく重要な記録との欠如があったのではないか。年金給付原資である保険料徴収の方へ、力点が傾注していた様に思われる。
5307	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		年金記録問題が存在することを知ったのは、世間一般に問題として浮上し、調査などの作業が入ってからの頃と思います。	年金受給手続きや年金記録の確認の時には、事業所名や氏名のあらゆる読み方で検索し、調査していました。漏れがないようにできる限り対応しています。 現時点からみた場合の問題点としては、職員全員が同じように徹底していたとは思いますが、基礎年金番号の整備の段階で手帳番号の整備を徹底するとこんなに混乱することはなかったと感
5308	地方庁	その他(社会保険事務所)				
5309	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金の脱退手当金を受けていないのに受けたという記録が残っているケースについて 沖縄の復帰前に本土で厚生年金に加入し、復帰前に退職して沖縄に帰った後に脱退手当金が支払われた。 これは、当時、沖縄に年金制度がなかったことと外国扱いされていたことによるものと推察される。 しかし、当該者は、昭和44年3月1日に喪失し、翌日沖縄に帰った。その後、同年6月7日に脱退手当金が支払われた。支給額は、当時としては大金であるが、当人は、請求した覚えも、受け取った覚えもない。というケースが数件あった。 当時の状況を勘案すると脱退手当金を受けていないのではと推察されるが、では、誰が請求し、誰が受けたのかということを明確にさせるべきである。	昭和45年1月1日以前に脱退手当金が支払われている一覧表を作成し、本人に通知するとともに公表すべきである。	年金を請求するときに記録整備をすればよいという考え方に疑問がなかった。 また、61年の基礎年金制度発足により解決できるものと期待していた。	今思うと、基礎年金制度発足時点から徹底した記録整備をすべきであった。 原因はいろいろあるが、根本的には、住民目線に立たない縦割り行政と中長期的な予算執行のあり方にある。
5310	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金の被保険者原票は昭和58年頃に電算化のため各社保から本庁へ移管したが、作業終了後、特殊記録のあるもののみマイクロフィルムを作成し紙台帳は廃棄済み。さらに、特殊記録があった原票でも、マイクロフィルムを作成せず廃棄してしまったものが相当数あると思われる。市区町村で保管していた台帳も大部分は廃棄済み。このため過去に記録の収録誤りや改ざんがあってもほとんどのケースでは事実確認が不可能となっている。	事実を公表した上で記録の調査はある時点までで打ち切り(領収書等があるケースは除く)、加入者に対しては個別の調査ではなく、一定の基準による救済措置を設ける。	平成9年に入庁して数ヶ月後には国民年金の過去記録のうち保存されていないものがあることは分かったが、すでに廃棄済みの台帳についてはどうすることもできないと思った。	今後自分が関わる被保険者については正確に記録が収録されるよう慣重に処理するようにした。 年金関係の届書は市町村や事業所を経由して社保へ提出されるため途中で漏れや誤り、本人の認識と実際の届書の内容が異なるなどの問題が発生する可能性が高いが、そのことに対して今まで有効な対策がとられて来なかったことを反省しなければならないと思う。
5311	地方庁	その他(社会保険事務所)			社会的信頼を失墜してしまうような問題であると感じました。 問題の存在はこちらにお世話になる前から報道を通じて知りました。	問題の知識がなかったので上司の指示を仰ぎ対応しました。 独占的な一方通行のサービスが結果としてこのような問題につながってしまったところもあったのではないかと思います。相手が選べるようなサービス提供をしていく事も必要ではないかと思
5312	地方庁	その他(社会保険事務所)				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5313	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	国民の信頼を得るには、長くかかかろうと一件一件、根気よく対応していく、以外に方策は、ないと思います。	一人の人が、番号の異なる何冊かの年金手帳、年金記録を有していたのは、知っておりました。多少の問題意識はありながらも基礎年金番号による記録管理の前は、は、制度ごとに年金番号となっていたし、厚生年金でも職場を変えるごとに新しく年金手帳の交付を受けたりしていた。 また、本人が知らぬ間に年金記録上の報酬が、実態とかけ離れていた事実があったことなど公的年金を預かる保険者として、制度発足当時から、管理の甘さがあったと思います。 しかしながら、一方で本人が年金金を請求するときに、職歴確認等で、本人の確認を取ってから、年金金裁定するという手順を踏んで処理することになっていたこともあり、これほど大きく社会問題になるとは、思っておりませんでした。 社会問題となるような年金問題の存在を知ったのは、報道のあった平成19年6月ころだったと思います。	統合されていない5000万件の年金記録があり、その中に本人確認のできない記録が多数存在するということを、聞いたときは、非常な驚きと自信喪失感を覚えました。先人達に教えられてきた業務そのものが、国民不信を招き、山積する膨大かつ解明困難と思われる記録の量に呆然となりました。 しかし、できるところから、やらなければなりませんので、コールセンターでの電話対応、休日出勤にてきる限り参加をした。 この問題の反省点は、記録管理の仕組みそのものが、甘かったのではないかと思う。問題の起こることは、大なり、小なり、業務に携わるものであればうすうす感じながらも、仕組みを変えることは、大作業であり、政治的解決を含んでいることもあり、長い間、放置されていたことが、原因とおもいます。
5314	地方庁	その他(社会保険事務所)		地道に正確な突合作業を行う以外に方策はないと思います。	老後に関わる重要な問題と認識しています。 ニュースや新聞等の紙面上で取り上げられてきたことで知りました。	来所されたお客様が納得のゆくまでできる限りのことを尽くしました。 反省点としては、事務所の人数が少ない点
5315	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に、ありません。	現在問題となっている厚生年金保険等の被保険者記録については、昭和20年及び昭和30年代の記録が、そのほとんどを占めているため、先輩職員のお力のご協力をいただくことも、ひとつの方策かと思われます。	年金記録は、被保険者や受給権者の方にとって、非常に大切なものであり、国民の皆さんに、ご迷惑をおかけしたと思っています。 今回、問題になってからです。	被保険者記録の照会等について、その記録が見つかるように、最大限努力しました。 厚生年金保険等の被保険者記録は、被保険者や受給者の方にとっての財産であることを再認識することが大切であると思います。
5316	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	職員が一致して年金記録を適正なものにするために、常に意識してまずは①職員各自が誤った記録を新たに作らない、②誤った記録を見つけたら本人にすぐに確認したり、資料に当たって訂正する、③それにあたってはお客様の立場に立って取り組む(現場の都合を優先させない)ことが必要であると考えます。 具体的にはすべての方に具体的にどのような点で記録の誤りがある可能性があるかやさしい言葉等を使ってさらに広報していく必要があると考えます。広報の仕方がどちらかというと受動的で、積極的に打って出るところがないと思うので新組織になったのを契機にきかれたことを答えるのではなく、どんどん問いかけていく必要があるのではないでしょうか。	前問(7)でも回答しましたが、お客様へ何かを問いかければそれでおしまいという体質から最後まで追跡するという姿勢で処理にあたっていくことが重要だと考えます。基礎年金番号制度を導入した平成9年のときについても、通知書をただ送るのではなく、最後までフォローをしておけば今のような問題はだいぶ(未統合)解決できていたのではないかと考えます。	年金記録問題解決にあたっては、お客様から出された書類をただ処理するのではなく、いろいろな可能性を考えつつ、記録の発見につとめました(電話で再照会したり、いろいろなファクターにかけて記録の有り無しを調査したりしました) (8)でもあげたように基礎年金番号制度を導入した平成9年のときについても、通知書をただ送るのではなく、最後までフォローをしておけば今のような問題はだいぶ(未統合)解決できていたのではないかと考えます。また平成12年の地方から国への移管(国民年金)のときに誤った記録がないかチェックして、違っていれば地方(市長村に)整備してから移管するように対応しておけば、国民年金記録の未整備については、もっと減らせたと考えます。
5317	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	問題が大きすぎて方策が思いつかない。	記録保管は、昔から機械管理していないため年金裁定時に確認しながら記録整備をしていくという認識程度で、たくさんの記録が漏れているとは思わなかった。 はっきり覚えていない。	どうしようもできなかった。 記録の管理方法や連絡方法の徹底不足。
5318	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	基礎年金番号に登録されていない、手帳番号について早期に完全登録をする。	基礎年金番号に登録できていない手帳番号の記録が残っていた考えていた。 その他の問題については、報道で知った。	訪問、窓口、電話等積極的に対応し、記録統合に力をいれた。 年金への加入時や受給手続き時の本人への確認だけではなく、広報や、年金定期便を早い時期から行うべきであったと考える。
5319	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	特になし。	年金記録のコンピューター移行期、基礎年金番号導入時に庁が計画的 に記録の整備事業を行うべきであったと思います。 この問題の所在は、国会質問で取り上げられたことで初めて知りました。	「年金記録適正化実施工程表」のスケジュールに基づき、一人一人の 年金記録の確認を誠実に対応しました。 記録問題の解決において、窓口対応や記録照会回答の事務等における 社会保険事務所での負担があまりにも大きかった。 もっと時間をかけた長期的な対応と、経験豊富な人材を確保して、全庁 的な取り組みが必要と思われます。
5320	地方庁	社会保険事務所長	特にありません	全職員で集中的に取り組むしか方法はないと思います。	就職する際、生年月日を偽って届け出ている事例等があることは承知 していました。 また、基礎年金番号設定時以降、未統合の記録があることも承知し ていましたが、年金請求時に解決できる問題であると、安易に考えていた 事は確かなことです。	基礎年金番号設定時に、もっと集中して取り組むべき問題であったと 思います。 自分自身特に行動は起こしておりませんし、社会保険庁全体として危 機意識がなかったと思います。
5321	地方庁	その他(社会保険事務所)	今すぐにはわかりなせん。	お客様に詳しく説明することだと思います。本人にも一部責任があることがあった場合も説明してわかってもらい、年金問題の過去の対応と皆さんと職員の意識の欠落を今後の記録管理に生かしてみなで記録を確認していくことの重要性を再認識していこうと思います。そのためにも、根気強く信頼を得て以降と思います。	番号重複と記録問題については、昭和52年ごろより、とても気になっていました。その当時私は厚生年金基金に勤務していましたのでこうゆうことが起こるのではないかと、機械化ニなるとき記録を確認していました。ただし、一部ほんの少ししかできませんでしたが。	その当時は、無駄とおもわれていましたが、通信すぎていたようです。もっと声を上げ、みんなで議論すべきでした。大きな組織で最先端の機械化で安心して不安を忘れてしまいそのままになってしまったことがくやまれます。
5322	地方庁	その他(社会保険事務所)			老後の人生に大きな影響が与える。 平成20年3月に社会保険事務所へ勤務するようになってから。	年金が受取れない方の場合は、何処かお勤めされたことはないか、鹿谷管轄以外に住んでいた事はないか、名前を読み間違われたことはないか、昔の記憶を思い出していただき、なんとか年金の受給に結びつくように対応を行った。 ご本人の記憶のみが頼りとなってしまい、限界を感じた。
5323	地方庁	社会保険事務所課長級以上			年金請求のさい、必ず氏名検索をしつつ事務処理を進めていたので、これほどまでに記録の漏れがあって大変な作業になるとは想像もしていませんでした。	ただ来客に対して、申し訳ないと思う気持ちで、現在の状況の中で精一杯対応してきました。
5324	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		年金記録を手作業で紙媒体で管理をしていた時代の転記ミス、WM管理に切り替えたときの、入力ミスや確認不足。また、年金手帳の管理が悪く、入社のたびに新規で年金手帳をもらっていた被保険者本人の責任部分もあるが、社会保険庁が、一人に対して複数の年金番号を払い出さないような管理体制を取れていなかったことが問題であったと認識している。 WM管理になってからの知識しかなかったので、当時の転記ミス、入力ミスや確認不足については、年記録問題が騒がれ始めてから存在を知った。	健保・厚年の資格取得時の疑重複調査を徹底し、安易に新たな年金番号を払い出さないよう対応した。また、現在国民年金の期間照会を担当しているので、資料の保管状況から限界はあるが、できる限り一件一件調査のもれがないように対応している。 年金記録は個人の長期にわたる大切な記録であるから、制度発足時から厳重な管理体制を構築すべきであったと思う。(基礎年金番号による管理のように)
5325	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	短期間のうちに浮いた年金記録を本人と統合していくことが重要であるため、期間調査の知識を持つ人材(経験者)を集中して集め、その方々を中心にアシスタントに必要な人数を確保し、時間を費やすことが重要だと思います。	業務外閲覧については、職員のモラルの無さから起きたものであり、このようなことが問題になることが恥ずかしいことであり、二度と起こしてはならない問題だと認識しています。 また、浮いた年金記録問題については、年金給付、期間調査の経験がまったくなく、恥ずかしながら、このような問題があることは騒がれるまでまったく知りませんでした。知識がない中でも騒がれてからは、担当だけの問題ではなく、組織全体の問題であると認識していました。	担当の枠を超え、浮いた年金記録について、マイクロ、統台帳にて記録を確認し、一人ひとりに電話をし、ご本人様の記録ではないかということを確認をしました。 自分の年金記録を確認する機会というのが、自発的に本人がするしかなかったという点が反省点だと思います。特別便、定期便のように定期的にこちらから年金記録を本人に確認してもらうという機会がとても重要だと思います。 また、機械化した際に、統台帳と機械の記録が違うことも多々あるということを聞いたことがあり、チェック体制の甘さが反省点だと思います。
5326	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	定期便、特別便をひとつづつ回答していくこと、無関心の人に対し広報等により年金記録に関心を持ってもらえるようにする。	記号番号の重複払出、勤務先不明、氏名のフリガナ誤り、生年月日等の誤りによるものと考えていました。 平成17年ころ	年金請求時に確認することにより請求漏れは防止できると考えていました。 古い記録で氏名にフリガナ、住所記録を収録していない状態で年金請求のことを考慮していない。
5327	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		現在の方策を確実に進めていく。	国会答弁で5千万件の未統合記録があると公表されたときまでは、具体的に認識していなかった。	組織的な対応を積極的に行った。 未統合記録が5千万件あるということを、現場の職員が知らなかったことが問題であった。
5328	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思い当たりません。	一人一人が各々の専門知識を生かし、地道に対応していくしかないと思います。	未統合の手番があることは入所して(平成15年)しばらくして知りました。そういうものだと思っていたので、気付き次第統合処理を進めるなどの対応は取りましたが、これほどの件数があり、問題だと認識するようになったのは近頃のマスコミ報道によります。	地道に自分のポジションで行えることをやっていくのみです。職員の長期的な記録を管理していく意識の甘さ、システムの不備、また制度の周知不足等がこの問題の原因と考えます。この問題が発覚したことを契機として、より高い意識を持って業務にあたっていくことが求められると思い
5329	地方庁	社会保険事務所課長級以上		問題の解決策の方法としては、統台帳の記録を入力してとWMの記録と突合して記録を訂正する仕方が考えられるが入力業務と確認作業にかなりの人数が必要になる。 現時点においては、現在照会されている年金特別便と定期便を最優先で回答していくことが国民に対する信頼回復の前提になると思料する。	平成9年1月に基礎年金が、導入された時は年金請求までに、記録整備をすれば年金支払に影響がないとので大きい問題ではないと認識していた。WMの記録と国民年金の記録が相違している問題が存在することを最初に知ったときは、最初に国民年金の過年度納付書をWMより作成した昭和60年頃であると思います。	納付書を送付してから被保険者より照会があった時に統台帳を確認して記録を訂正する対応しかやっていなかった。現在考えると消極的な対応しかしたいなかった。統台帳をマイクロに切替時の経費の関係で全部の切替はできないので一部しかしなかった。統台帳を廃棄する時のオンラインによる庁舎立替のため保存場所がないので全部廃棄してしまった。 現時点でみた場合に、国民の目線に立った問題意識が低くその時に記録問題を全体で対応していれば現在の問題までにはならなかったことが反省点です。
5330	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現状でのやり方しかないと思います。	年金制度を管理する組織としてあってはならないことだと認識しました。 問題を認識したのは、平成7年厚生年金期間照会を担当していたころ。	上司に話しましたが、それで終わりました。平成9年の基礎年金番号導入時にもっと調査をすることが必要だと意見をあげるべきだったとおもいます。
5331	地方庁	その他(社会保険事務局)	自身の知っている事例等は特にありません。	統台帳・マイクロ・オンライン記録の確認。 年金受給者・被保険者への加入期間の確認及び照会。	統台帳をマイクロ化した当時、昭和初期の統台帳がかなり痛んでおり、またマイクロ化した画面自体も写りが悪い等、まずは統台帳本体の保存が大事であると思っておりました。 また、基礎年金番号導入前より、再就職等の際に「前歴・就職を知られるのがいやとおもわれる」「新たに厚生年金番号をとる事例もありました。また生年月日を故意に偽る「後に資格喪失後に生年月日訂正・重複取消を提出する」事例も多く、住民票等の添付等必要ではなかったのかと思いました。 報酬に関する確認・添付書類なしで事務処理がされていたことは、正直信じられませんでした。	年金受給者をはじめお客様への訪問による照会・確認業務については、迅速に丁寧に対応しました。結果新たに受給記録に結びついた方もおられ、今後も責任をもって積極的に対応していかなければならないと感じております。 過去に適用課職員であった当時は、報酬等事実を確認できる書類等の添付は必須事項として、窓口・電話等対応しました。事実確認できうる書類等の確認が不足していたと思われます。
5332	本庁	その他(本庁)	ありません。		私は任期付きで2008年12月に採用されましたので、年金記録問題については、在籍前にニュースで知ったのみです。	
5333	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	一般的な年金門記録問題の解決策としては、なるべく早い問題の解決に向けて日々、年金記録についての問題を減らしていきたいと考えます。	社会保険庁のオンライン化したデーターに入力した年金記録に漏れや不備が多いこと。 基礎年金番号に統合されていない年金番号があること。 年金受給中の人の基礎年金番号にも統合されていない記録(年金番号)があり本来受け取れる金額より少ない金額が支給されている場合があること 。 問題の存在を知ったのは2007年5月頃です。	自分の係って来た個人情報やお客様の依頼などで番号が複数あるのを確認できた場合、統合作業うなどを進めてきました。 ねんきん特別便で来所が混みあった場合、受付対応などをしました。 問題の早めの解決を進めるのでしかたない事と思いますが、ねんきん特別便などが一斉におくられたことで、かえって混雑や訂正作業などの遅延をまねいてお客様に迷惑をかけたのではないかと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5334	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		現行行っている事務処理、お客様対応等を引き続きまじめに対応していくこと	年金記録問題を知ったのは新聞等での報道からで、あってはならない問題。 ただ、随分前に年金の裁定の審査をするとき、裁定請求書の職歴を会社の住所までまじめに書いていない方など、ご自分の記録をきっちりと確認しているのか疑問に思うような職歴欄の記載をされていた方もあったなと思い、また、基礎年金番号になった時などに、年金手帳を複数持っている者が多数あり記録をつなげていたが、過去に年金の加入に対する意識が低かった時代の	年金の相談、手続に来られる方に、丁寧にわかりやすく説明、ご案内をするよう努めた。
5335	地方庁	その他(社会保険事務局)	期間照会業務において、各事務所または各都道府県で調査基準・業務手順に差異があると思われます(以前照会したときは記録が判明しなかったが再度照会したら記録が判明する、○○事務所では記録はないといわれたが××事務所では記録が判明した等)。	年金記録問題への対応が始まって以降、判定基準等ついての通知等はでてはいますが、具体的な調査基準・業務手順については各事務所(各都道府県)独自に行っているのが現状だと思われます。また、各事務所(各道府県)での年金記録問題に対しての取り組み状況・方法についての情報共有がなされていないと感じます。 方策としては、各事務所(各都道府県)での調査基準・業務手順が現実にどのように進められているかを把握の上で全国共通にマニュアル作成を行うことやLAN等を利用しての情報共有の活性化が必要ではないかと思います。	未統合の手番が存在することについては採用時より認識していましたが、WMと紙台帳(マイクロ)との不整合については、年金記録問題の報道が盛んに行われるようになり、認識するようになりました。	年金記録問題が取りざたされた以降は、紙台帳(マイクロ、080)での記録調査・確認に対しての意識をもって対応にあたるようになりました。 現時点でこの年金記録問題については、①基礎年金番号制開始時の未統合手番統合に対する認識の低さ②オンライン化の際の紙台帳との突合確認作業の甘さ、この二つが主な反省点であると考えます。
5336	地方庁	その他(社会保険事務局)	滞納事業所の事業主が厚生年金加入期間、厚生年金保険料を納付していない期間についても納付月数とみなされ年金受給者となっている事。	法律改正	平成9年1月基礎年金番号導入統合処理件数が増えた頃で統合されていない記録がそのままになってしまうのではと思ったことがある (年金記録に対して無頓着な風潮)	統合されていない記録があれば正確に処理をしていた。 基礎年金番号導入時アピール度が少なかったと思います。
5337	地方庁	その他(社会保険事務局)	世間一般に知られている問題しか知りません。	法令遵守の研修も大切ですが、業務の根拠となる法律について学ぶべきだと思います。	中央と現場の認識の差が原因で起こった問題だと考えます。 世間一般の方と同じ頃、テレビのニュースで知りました。	他課の問題だったこと、当時は相談員であったことから、対応していません。 法律を根拠に行われている業務に違反することは法律を犯すことだという認識が甘かったと思います。
5338	地方庁	社会保険事務所課長級以上	社会保険調査官の時期に総合調査の仕事があり、事業主の虚偽の報告が多いことや、適用漏れの多いこと、また事業主および事務担当者の社会保険業務の理解不足、国保組合などの指導の不手際による手続誤りがあって、届出義務としての業務の周知徹底および調査確認業務の徹底がこのような問題を防ぐことになるのではないかと思います。	100%解決することは難しいと思うので、国民に対して自己責任の部分も理解いただき、和解策的な到達点を見出すべきではないかと思います。また今後はもっと届出者の業務理解を周知徹底し、総合調査など内容確認の徹底が必要と思います。	前から取得の際に手帳を取り、複数の手帳を持つ人が多かったころ、基礎年金番号の導入され、その際に統合処理が徹底されずに届出者負かせとなり、今日まで来てしまったこと、年金請求までに記録統合されれば問題ないとの考えなどから後回しに来て、手帳保管できてない人たちが、記録漏れの対象となるなど、もっと早くから対応策に着手していればこれほどまでの問題とならなかったのではないかと思います。	届出主義としたこと、届けた内容確認が十分でないこと、届出の緩和処置の弊害、総合調査などの不十分さ、業務に関しての周知徹底不足、国一元化により国年業務を市区町村から社保事務所にしたことなど制度の運営に問題があり、省庁が問題の解決策を取ってこなかったこと。現場の意見が反映していなかったと思います。
5339	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上		現政権が示しているとおり、国民年金の納付記録については、不確実ながら本人が納付したとする期間については、納付済みであることとして、ある程度 の未確認分は、認める方向でしかたなのではないか。障害年金、遺族年金、老齢年金等の受給権を、すで満たしている者に対しては、認めない方向性でいいのではないか。	新聞報道で知った。	納付記録の年度毎の再確認
5340	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	職員の増員が第一と考えます。 問題の早期解決、サービスの向上を考えるのであれば、今の職員数では不足と思われます。 また、退職した職員で勤務可能な者がいれば、非常勤職員として雇い、問題解決に向けた協力を要請するべきと考えます。(現職員だけで取り組む問題ではないことと、退職した職員にも周知	過去の杜撰な管理体制が招いた問題であり、行政機関としてあってはならないことと認識していました。 問題を知ったのは平成17年頃です。	国民の信頼を回復できるよう、直接的なサービスに繋がらなくとも、全力で業務に取り組もうとしました。 問題の取り組みに対する反省点という意味であれば、職員数の確保(人手不足の解消)ができていないことや、職員の士気を下げ退職者を多く出してしまったことと考えます。
5341	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	新たな問題は知りません。	記録問題に関しましては、被保険者・受給者の方お一人お一人に確実な内容の年金記録をお知らせし、ご安心いただくことが最優先課題であると思いますが、その方法につきましては、人的な措置をおこなうことも当然必要ですが、有効な人的配置とともに、あらゆるご相談にも応じることができる体制整備が必要です。 解決を急ぐあまり、広報が不十分であったり、やみくもに通知を発出するという方法は、体制整備を行ったうえでないとお客様へご迷惑をお掛けしたり、トラブルを招くもとになり、不信感の払拭はできないのではないかと考えます。 現場で日々お客様と接し実質的な事務処理の問題に精通する職員の意見を反映させ、新たな対策を実施する際には、十分な準備期間を確保し、対応する職員に内容を理解させ、体制を整える時間を与えてから、お客様への広報等を実施するなどの方策が必要と考えます。 すでに、一通りの通知がお客様へ送付されている現状では、遅い提言になるかと思いますが、今後突合を含めた作業を実施する際には、実施まえの準備時間をかけた対応をおこなうことが、お客様への負担を減らし、トータル的には期間の短縮につながると考えます。	2年前に記録問題が取りざたされるまでは、知りませんでした。	記録問題が発生時には、事務所で庶務課長の立場でしたので、お客様の対応を最優先として対応してきました。 事務所内で混乱のおきないように所内での情報の共有と、お客様窓口等の整備・整理を実施するというのが始まりでした。その後は具体的な事務処理対応を行ってきました。 反省点としては、(7)に記載した内容と重複することになりますが、施策に対する準備期間と情報共有による意思統一、そして体制の整備に尽きるのではないかと考えております。
5342	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。			
5343	地方庁	その他(社会保険事務局)			あってはならない、非常に大変な問題であり、国民の皆様の大切な年金のことであるため、早急に解決しないといけないと思っています。昔、勤務されていた方々に対しては、在職中どのような仕事のやり方をされていたのかと、憤りを感じます。この問題を知ったのは、年金記録問題が、報道等で取り上げられてからです。	信頼回復することは、すぐには難しいでしょうけど、誠心誠意、窓口で応対することに努めました。長時間待っているお客様がいらっしゃるので、昼食も取らず、応対しました。反省点として一番に言えることは、こういう問題が起きたということは、記録の管理がずさんだったということです。
5344	地方庁	社会保険事務所課長級以上		基準を緩和し、迅速な解決ができるようにしていくことが望ましいと思います。	新聞等に掲載されるようになってから知りました。 年金記録問題は、手番から基礎年金番号へ切り替わったときに生じた 統合漏れが原因で生じた問題と認識していました。	これから年金を受給されるかたへは裁定時にきちんと記録を確認しいかなくてはいけないと思います。 反省点としては、申請主義に基づき、裁定時に確認を怠ったことが反省点として挙げられると思
5345	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	早期に記録の突合せを行い正確なデータをオンラインで確認できるようにしてもらいたい。	古い記録を探すときに、手作業で名簿等を確認したり、カセットオープンや業務センターから旧名簿を取り寄せないといけない記録等があり不便だと感じていた。オンラインに入力された昭和61年ごろ以降については、記録確認がスムーズであり記録は正しいと確信していた。	現在行われている突合せ作業をなぜもっと前に行っていなかったか、残念である。
5346	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在行われいている、年金特別便や年金定期便でお客様一人一人が自身の年金記録を確認し、照合を行っていくことが、地道ですが確実な方法だと考えています。	基礎年金番号の導入については、年金制度のあゆみを勉強する中で知ったことであり、未統合記録があることを教えられることもなく、年金記録問題のことを自分では全く考えもできませんでしたので、問題を知ったのはマスコミ等の情報からです。	年金制度発足時に一人一年金番号で管理できなかったこと。 これまでの裁定請求時にどれ程の記録確認が行われていたか不明ですが、年金記録をチェックできる最後の機会が裁定請求時ですので、今の記録調査並みに調査できていれば良かったのだと思います。
5347	地方庁	その他(社会保険事務所)		各社会保険事務所において、専門に年金特別チームを作成し、通常業務を行わずに年金問題に取り組ませる方が良いと思う。通常業務は各課必要最低限の人員にて業務を行うようにさせる。また、WMの稼動時間を現在の午後8時からより遅い時間までの延長を行い、深夜まで業務が行えるようにした方がいいと思う。 当然、土日のWMの稼動も平成21年11月のみではなく、今後は毎月行えるようにした方がいいと思われる。	過去の職員からの蓄積された問題と思う。しかし、現在働いている職員が自分自身の問題として認識すべきものだと思う。 自分が知った時期としては、報道等で発表になった時期からでした。	お客様の立場に立って、より丁寧に過去の記録問題に取り組もうと思いました。 反省点として、業務センターでの再裁定の支援。支援を行うのが遅すぎたと思う。また、新潟県に関して言えば、給付課経験者から優先的に選出をするべきと思う。実際には全くの未経験者が多数見受けられたように思われる。
5348	地方庁	社会保険事務所長	ありません。	この問題とは上記(6)の問題ですか？	年金記録問題は、現場で直面していた種々の課題を長期間にわたり放置し、制度面、システム面、管理面等の対策を責任をもって講じなかった組織全体(特に上位管理者)の問題だと考えます。年金記録問題について知ったのは、報道によってです。	地方毎に存在する全国組織、三層構造、組合問題等、いろいろな要因が問題発生の原因だと考えます。日本年金機構という新体制への生まれ変わりに少しでも貢献したいと思います。
5349	地方庁	その他(社会保険事務局)			届書の代筆については、お客様にとってのサービスととらえていました。	反省点として、自分では行ってきたつもりだったが、もっとお客様に理解を得られるような説明が必要だった。
5350	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	業務センターにある旧台及び力セットをすべて開くこと。 世保厚年のOBO(被保険者原票照会回答票)の画面に、記号だけでなく事業所名か被保険者氏名を表示出来るようになると、確認作業がより迅速になると思う。	以前は、厚生年金手帳番号を複数持っている人が多数存在することは知っていましたし、年金受給の際に一つにして受給することについては、違和感はありませんでした。加入された記録については、もれなく受給されているはずと思っていました。 ですが、年金給付担当課に所属した際に、請求者の申請されている加入記録が、オンライン上で検索できなかったり、手帳番号を入力しても被保険者記録がまったく表示されない記録(カセット)が多数あることを知りました。	年金請求の際に申請された記録については、オンラインのみではなく手作業で確認するようにしていました。結果として確認できなかった事例もあったと思います。 以前は、制度ごとの年金番号だった事もあり、同じ制度間でも年金番号を重複して払い出すことについて、もっと慎重にするべきだったと思います。また、この年金問題以前から、カセットとなっている記録について、早く開いてほしいと思っていました。 年金記録は、受給者にとって加入したときから生涯かかわって来るものです。長い年月をトータルに管理する方法が必要だったと思います。 現在、年金記録問題に関わっていて、ここまでのもれている記録があったのかと痛感していま
5351	地方庁	その他(社会保険事務所)		国民年金課に所属しておりますので、照会をいただく申出書を丁寧に調査および回答をすること。来訪者および電話照会の対応において信頼回復に努めること。	年金記録の管理の責任をさらに重く受けとめ、記録回復作業に努めること。	照会電話や来訪者または記録照会申出を真摯に受け止め、お客様の立場にたち、対応するようつとめた。 国民年金については、機械化前の確認作業なされておらず、機械化する際においても委託作業された記録を確認することも怠っていた。今後、年金記録管理は委託作業でおこなわれるが、確実な記録管理をつとめていく。
5352	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	社会保険庁の職員は、もちろん社会保険庁職員以外の方々にも(例えば市町村の職員の方々や社会保険労務士の方々など)年金記録問題の解決のためにカをお借りするべきだと考えま	社会保険庁全体の重大な不祥事と認識していました。その問題の存在を知ったのは平成18～19年頃かと思われます。	一件一件の年金記録を本人の記録として判明できるように、対応しようとしました。また、反省点としては、社会保険庁職員一人ひとりの国民に対する「お客様」意識の欠如かと考えます。
5353	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道等で知りうる以外のことはわからない。	問題対処にあたる職員の大胆な増員、そして適切な人員配置。組織体系の大胆な変更を行うべき。現在の組織体系は記録問題が起こる前の組織体系のままであり、この問題の対処は取り扱いとしてはあくまでも「臨時業務」の状態である。よって責任の所在があいまいであり(例えば資格記録の照会業務は適用課で対応しているが、その職員数は記録問題が発生する前に定められた人員である、当然爆発的に発生した照会申請をさばくことは出来ず、所長などが応援として業務を行っている)このようないびつな形態をとりながら業務を続けるのは、短期間ならいざしらず、数年にわたって行うことは非効率であり組織運営上必ず破綻をきたすものと思われる。適切な人員配置とはこの記録問題に対してまず「問題が生じている」と組織的に認識し、体系としてそ	報道等が盛んに行われるようになったとき。	社会保険事務所の段階では過去の年金記録そのものがどのようになっているかまったくわからなかったので有効な方策すらおもいつかなかった。
5354	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	一件一件確実に記録を確認統合していくしかないと思います。	本来国の運営している年金制度として確実に年金が支払われなければならないところ、多くの方の記録が漏れているということが分かって、年金に対する不安がさらに大きくなり、大変なことだと思いました。	窓口に来所されるお客様の数が急激に増加したため、今まであまり相談のなかった旧法の老齢なども多くなり、対応に追われ必死に相談をこなしてきました。年金制度についてお客様の知る制度内容がうわさを聞いて誤解されている方も多くおいでました。年金に対する教育を子供の時からもっと受けておくことと、テレビや新聞を通して制度についてもっと確かな情報をお客様が分かりやすい形で提供していくことが必要と思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5355	地方庁	その他(社会保険事務所)	一般に知られていないとは言いがたいが、新たな年金記録の判明により、増額されるとの認識の方が多いと思うが、なかには減額されるケースがある等。	面談や電話、文書等利用し、理解が得られるようひとつひとつ問題点をつぶしていくような地道な作業しかないと考えます。	いわゆる宙に浮いた年金記録が何万件もあるという事は正直、国会等で議題にあがるまで知らなかった。ただ、新たな記録が判明した以上、ご高齢な方も多いので、早急な処理が必要である問題と思いました。	通常業務がおろそかになったとは思わないが、年金記録の調査、処理に重きを置いて業務遂行してきました。本人確認ができたものについて、実際に本人への支払いに長期間かかっている現状であることから、業務センターでの人員増しての対応時期を早めるべきだったのではと思います。
5356	地方庁	社会保険事務所課長級以上	有りません。	心構えとして、被保険者・年金受給者の方に対して、不利にならないように、しなければならない。と思います。 本来、基礎年金番号が始まった、平成9年1月1日から、現在のような取り組みをしなければ成らなかったのを、10年も遅れて取り組んでいるのだから、誠意を持って、1人1人解決しなければならない。と思います。	[redacted]年金記録問題と言う物は、存在しているとの認識が、全くありませんでした。 存在を知ったのは、平成19年頃です。	年金記録が、5千万件も宙に浮いているとは知りませんでした。 年金記録問題は、社会保険庁の記録を統括している部署で、問題意識があればどうにかしなければいけない。と思う筈だし、歴代の社会保険庁長官が、陣頭指揮を執って、解決しなければいけなかった。と思います。 ただ、今取り掛かっているのであるから、1人1人確認作業をするしかないのではないでしょうか。
5357	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	ただ新しく人を増やすだけでなく、年金に精通した職員(OB職員やベテランの非常勤職員を含む)の配置を考え、集中して取り組める環境を整えることが第一だと思います。	基礎年金番号の他に、手帳と呼ばれる厚生年金番号や国民年金番号があるのは当然知っていましたが、いわゆる「宙に浮いた年金」や「消えた年金」という言われ方をするようになってから初めて、そんなに未統合の記録があるのかと思いました。そして、国民年金の記録に関しては、市町村の台帳の記録と社保の傷槭の記録が相違している、もしくは本人がきちんとした領収書をもっているにも関わらず市町村の台帳にも納入記録が載っていないなんていうことは、ありえないことだと信じてこれまで仕事をしていました。	お一人お一人の記録の大切さを改めて認識し、電話や来所していただくお客様に誠意のある対応をしようと心がけました。 ただ、一方的に職員が悪いような言われ方をすることには心が痛みます。 基礎年金番号導入時に、もっと広く国民に周知し、記録の統合を早くから積極的に進めておくべきであったと考えます。
5358	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	健康保険制度、年金制度ができた過程、年金制度ができた昭和17年当時の日本の戦争を行うとの情勢、国民年金制度ができた当時の情勢、当時の平均寿命、健康保険制度の有無などの当時の状況、年金制度ができた目的と、その給付を行うための年金制度の数々の改正経過、目的、財政等が国民の方には知られていないのではないかと思われます。 また、短期給付の健康保険料、長期給付の年金保険料と税金の関係、その徴収率の考え方や、反対給付が明確である社会保険料と税金の関係もあまり国民の方には知られていないのではないかと思います。 また、社会保険料を滞納した場合の滞納処分のあり方、滞納事業所と倒産納付事業所との効果の違いなどが知られていないような気がします。	年金制度ができた当時の社会情勢、年齢構成、平均寿命、経済状況などを年代を踏まえて広く国民の皆様にお知らせするとともに、なぜこのような問題が起きたかその理由を明確にし、その解決策を議論することが必要だと思います。 併せて、今後起こらないようにする仕組み(例滞納事業所の公表等)も必要だと思います。	自分が在籍していた期間については、年金記録がほぼコンピューター管理となっていたので、記録管理の問題については議論がなかったと記憶していますが、昭和61年の法律改正により社会保険に加入する事業所の規定が変更となることにより、社会保険料負担が困難な事業所の加入が増大し滞納保険料が増大することや、滞納整理をすることにより業務が滞けられない事業所が増大することが想定され、その対応をどうするのかとの問題意識はあったと記憶しています。	対応については、お客様からの厚生年金保険記録、国民年金記録のご照会に対し、相手の立場に立ち、当時の状況を分析のうえ、調査・対応しています。 反省点としては、全国各都道府県の昭和17年当時からの記録の管理のあり方、経過、現在の管理状況を的確に分析、把握をして、原点に戻って、そのあり方を十分議論したうえで、その対応方法を決定し、対処することが必要と考えます。(例事業所記号のあり方(事業所名の管理))
5359	地方庁	その他(社会保険事務所)			働いていたのに、厚生年金に加入していない。納めたはずの国民年金が未納になっている等。新聞・テレビ等で報道されたときに知りました。	制度の説明、または期間照会、再裁定等の申請を促しました。
5360	地方庁	その他(社会保険事務所)	ヤフーインターネット年金記録の検索ページに強烈な社保庁批判ご意見が載っているページがある。	早くこのページを削除してほしいと思っているが自分ではどうにもならない。プラス面は真摯に受け止めて一日も早くより良い年金になるよう努力したい。	私は年金記録はしっかり管理されていて誤りのないしっかりした年金制度だと思っていた。知ったのは2007年5月ころ消えた年金問題等の報道にて知った。	現状を受けとめ電話等お客様の身になって一日も早く信頼回復としっかりした年金制度になるよう対処したい。又実務で感じていることは現在文書等で色々な回答照会を出しているが発送者名がないので電話応対に戸惑う時がある。整理番号とか照会番号はあるが誰が発送し照会をだしたか担当者名を表示したらどうでしょうか。
5361	地方庁	地方社会保険事務局・課長補佐・係長級以上			問題点の全容を解明と、充分な解決方法の検討を行い、お客様に必要以上のご心配をおかけすることなく、確実に解決しなければならない問題と認識しております。 平成19年頃です。	問題点の共有と自分に任されている記録問題解決業務の遂行です。 年金裁定請求時に記録を確認いただくのではなく、日頃からお知らせしたり、確認できる方法を実施すべきであったと考えております。
5362	地方庁	その他(社会保険事務局)		一つずつ、丁寧に、確実に対応していくしかないと考えております。	年金は、何十年という記録を管理したうえで、その記録に基づいて 支給するという性格上、やはり、制度上、手続き上大きな問題を抱えて、 整理されることなく、進められてきたことが問題ではなかったかと考えております。 手帳記号番号の払出しおよび記録の管理等々軽々しく進められてきたと言われてもやむを得ないと感じております。 年金記録問題については、平成9年1月の基礎年金番号導入時点で、 ある意味記録は統合されていくと思っていましたが、違う反面、記録がある、ないという問題もおこるものと思っておりました。 あまりにもインパクトがあったのは、江角さんの頃です。	応対するお客様に対しては、今までもそうでしたが、一つの番号の中に すべてのお勤めは入っていますかと確認してきました。 よって、年金記録問題があったから、どうのこうのはありません。 ただし、より慎重に、より丁寧に心がける意識は持ちました。
5363	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	正規職員の増員。派遣職員をいくら増員しても入れ替わりが激しい為、教えるのに時間がかかり、むしろ仕事の進みが遅くなってしまっている。	そもそもなぜこのような問題が発生するのかが不思議であった。記録管理体制がきちんとされていなかった事がわかり、大変な問題なのではと認識していた。平成19年位にそのような問題があるのを知った。	対応については領収書を持参し来所する方に対してただ謝るのみ。謝る以外に対応のしようがない。反省点としては職員の年金記録に対する意識が低すぎた事にあると思う。年金記録だけでなく、その他の業務に関してもその場しのぎ的な感じがある。記録の回答にしても業務センターから照会票のみが届いたとの問い合わせが多数あり、数をこなすのも大切であるが質の向上も考えなければ、いつになっても職場の体制は変化しないのではと思う。
5364	地方庁	その他(社会保険事務所)	一般報道の事実以外は知りません。	膨大な数の記録問題であることを再認識して、むやみやたらに期限を切った作業を行うのではなく、1件1件に時間をかけても丁寧な作業(調査)を行うことのほうが重要。急務であることは職員一同しっかり認識しているが、乱雑な調査作業となっては、誤った処理をして同じことの繰り返しになるだけと考えます。	組織の根幹を揺るがす大問題。国会やメディア報道によって知りました。	組織一丸で取り組む課題として、年金問題で混乱した窓口・電話・調査業務を最優先課題として積極的に取り組みました。 年金制度が確定として請求ありきのものとして法制化されており、年金請求時点で個人の記憶に無いものは別記録として処理されてきた経緯がある。 また財源確保のために基礎年金制度が導入され、それまで縦割り管理さればらばらに混在する個人年金記録を継ぎ合わせてきた経緯もあり、突貫工事的な法改正自体にも問題はあると思います。 最大の問題はWMへの記録の誤入力作業と職員の責任意識の低さ。また過去の問題点にのみ焦点が当てられているが、年金記録問題には直近および現行の届けも含まれています。 現行組織が健康保険と年金機構に実態的に分かれ、職員数もぎりぎりで事業を行って新通講習会や算定基礎講習会すら開くことができない状態が各都道府県にある。これが事業所の事務担当の理解度を下げて正確な届出ができないことに繋がり悪循環を生み出すのではないでしょう
5365	地方庁	その他(社会保険事務局)	無し。	被保険者台帳等の突合(名寄せ)終了後に、持ち主が不明な記録については、氏名等の個人情報を除き、市区町村、年金事務所、パソコンなどで閲覧できるようにする。例えば、国民年金の台帳であれば、市区町村名と得喪、納付状況、厚生年金の台帳であれば、事業所名と得喪など。	平成19年2月に常連のお客様より、経済新聞に不突合5,000万件あるとの記事について指摘があり、知りました。聞いた当初は、得喪の不一致のことではないかなと思っていましたが、数日後に持ち主不明分と聞いて、大問題であると認識しました。	年金記録問題の対応策のひとつに市区町村での出張相談がありましたが、国民年金第二課長として、市町村との協力、連携を図り、特に、相談者の記録については、マイクロ、市町村台帳との突合を平成19年の早い段階から実施しました。 問題の反省点としては、国民年金の場合、被保険者→納付組織→市区町村→社会保険事務所の流れがあり、社会保険事務所→市区町村の確認はあったが、市区町村→納付組織の確認の監督、社会保険事務所→被保険者といった確認が必要であったと思います。
5366	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にないです。	刈谷社会保険の調査課職員は特別便関係の処理に追われ、疲労困ぱい状態です。 特別便等だけの特別チームを作って調査をすることが必要だと思います。 まだまだ、時間がかかると思います。	基礎年金番号が導入されたときに、もっと本腰を入れて統合処理を進めるべきだったと思います。 消えた年金という言葉に職員としてショックでした。未統合の番号も国民の方にとっては消えていると勘違いされたから。	今回の記録問題は、将来の方の年金のついてはすごくよいことだと考えるようになった。若い方の記録がきちんと整備されていれば今後の年金記録についてはスムーズにもなるし、国民の方にも年金への意識が深まったと思います。 昔の社会保険の職員の対応がすごく悪かったとお叱りをたくさん受けました。常にお客様の対場になって相談することが一番大切だと思います。
5367	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない	目的意識を持って業務にあたること と考えます	年金記録は制度発足当初からあった問題なのではないかと思います。入庁のころから記録の統合もれというか、一人の被保険者が年金手帳を複数所持しているのは、頻繁にあった。	対応したお客様に親切丁寧に説明するなど、まず自分が出来ることから始めようと心がけ対応した
5368	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	一朝一夕には解決できないので、今までどおり、一件一件正確かつ丁寧に、対応処理する。	国(社会保険庁)が、責任をもって解決する必要がある問題と認識しています。 年金記録問題を知ったのは、マスコミ報道があってからです。(平成19年)	お客様の立場にたって、相談をお受けする。 国(社会保険庁)全体での、年金記録管理意識が欠如していたのではないだろうか、と思いま
5369	地方庁	その他(社会保険事務局)			過去に納めたはずの年金の記録が、年金をもらえる年齢に達する時点まで、本人のものとしてきちんと保管されていなかったため、記録を整備しなければならなくなったと認識していました。 2年くらい前に知ったと思います。	20歳未満の健保・厚年の新規の取得の際に、氏名、生年月日等に誤りがないよう添付書類等で確認できればよかったと思います。
5370	地方庁	社会保険事務所課長級以上	健保法・厚年法上、2ヶ月以内の雇用契約を結んでいる場合は適用除外として社会保険加入が除外されるが、この法文を利用して企業が福利厚生費圧縮を目的として実態上継続雇用であるにもかかわらず、雇用契約を断続しているかのように体裁を整え、社会保険加入者から除外する事象はかつてあった。(現在はそれをチェックする職にないため不明。) その場合、事業所に対し調査をかけても2ヶ月未満で区切られた雇用契約書を提示されると行政側としても資料の上では合法であるため事実はどうあれ対処のしようはない。	保険料の徴収権が時効となった部分については行政が能動的に解決しうる要素はない(第三者委に申し出ない限り救済はされない)が、現在から先の期間において適正な適用除外を確認するためには、現在事実上行われていないに等しい事業所調査(総合調査・事故調査)の拡充を図る必要がある。そのためには調査課の体制の充実が不可避と考える。	年金記録に際して数十年前の事業所の在籍に関する記憶について裁定請求を受ける相談室で、相手が事業所名を言い当てない限りその記録は統合されないというスタンスを取り続けたために未統合の記録が放置され、また制度創設期において厚生年金加入者の住所把握を行うシステムを確立しなかったこと、事業所・被保険者においても加入の事実に関する連絡が行われなかったこと・年金手帳の事業所への提出を怠ったことなど複合的な原因によって発生した問題で、現場が大きく最終的には裁定請求時に統合することも止むを得ない対処法であると認識していたが、それは平成12年頃未統合手番に関する情報提供の文書を年代別に発送し始めた時期に認識した。	本庁の方針として、平成12年に始まった未統合手番を照会文書によって順次統合し、統合しきれなかった手番については裁定請求時に統合するという方向性であったと捉え、それに沿った事務処理を行うより他にはなかった。 ただ平成9年1月に基礎年金番号通知書を発送した際に添付されていたアンケート葉書様のものに「他の年金番号を持っている・いない」のみ書かれ、持っている人には後日照会文書を送付するという手法ではなく、最初の時点で他の年金番号を記入して返送してもらう方法にしておけば、何回も文書を送ったり、内容が難解であるために被保険者に放置されたりすることが減り、もっと未統合手番の件数は減っていたのではないかと思われる。また文書についても行政が思うほどには被保険者のレベルは高くないため、簡素な表現を用いて作成すれよかったのではないかと思う。 また社会保険事務所の相談室においても本人の記録である可能性が高いと思われる場合には、本人が完全に言い当てることを期待せず最大限のヒントを提供してきめ細かい相談を行うべきであったと思う。適用課においては初期型のWMで氏名・生年月日が合致する場合に新規で資格取得届が提出されると画面下方に赤字の警告メッセージが出たが、それを確認した際に事
5371	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません		年金記録問題は先の見えない問題だと思いました。すでに亡くなった方や昔のことで記憶がない方もいる。最後のひとつまで解決できるのか不安です。 年金記録問題を知ったのは、通知や報道です。	何歳頃だったか、勤務場所、周囲等、ヒントになるものをなんとか思い出してもらうようにしました。 何十年も先に使うものであると認識し、きちんと登録しておくべきだったと思います。調べるにしても生年月日やフリガナが誤っていれば探しようがありません。それと年金についての広報もきちんとしておくべきだったと思います。受給年齢になってから年金に関心をもつのでなく、若い頃から関心をもっていただいていればと思います。こちらから動いていないと知らなかったなぜ教えて

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5372	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	対応する時間が必要	年金記録問題の存在を突然知らされた認識	来訪、電話、訪問の一人一人の方のお話を聞きながら真摯に対応したが、全てにおいて時間が必要
5373	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	お客様の立場に立ち、一件づつ丁寧に調査確認し回答する積み重ねが必要と考えます。	年金相談業務に携わったのは年金記録問題発覚後であり、この問題の深刻さをしりました。	加入記録にもれ、間違いがあるお客様に対してできる限りの対応を行うこと。 オンラインシステムになった時に、紙台帳、被保険者原票の記録が正しくWMに登録されているか確認をする必要があったのではないか。 膨大な時間と費用がかかると思うが、手を付けなかったのは間違いだったと思う。 紙台帳のときに氏名にフリガナを付ける資格取得届、台帳なっていれば、対象がすくなくなったのではないか。
5374	地方庁	その他(社会保険事務所)				
5375	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	1月からの記録課にすべて記録関係を集中しながら、記録課の人数を十分に確保して徹底的にするべきである。	もともと、1つの年金手帳番号をずっと使用していくのだということを国民の皆様がしらなすぎたのも1つの原因だと思います。もちろん、国の広報活動もそのことにはあまり触れられていなかったように思います。 平成3年に就職したときに、この職場に入って初めて1厚生年金の記録は1つの番号でずっとやっていくのだと知りました。その後、会社を変わるごとに手帳番号を持っていた方などが窓口にいらしゃったりすると、そのたびに、記録を1つにすることを話してきました。電話等で相談をした場合もそうです。 事業所が年金をかけていたことさえも知らなかった方もいらっしゃいました。 もっと早く基礎年金番号の仕組みができていると違ったのではないかと思います。 基礎年金番号開始時も相談のたびごとに「ほかに記録はありませんか」と声をかけつづけました。 いままでも、お客様の記録をできる限り探しだして1つにすることを徹底してきたつもりです。その姿勢は今もなにも変わっていません。 今回のことが大きく取り上げられることになって、私は良い機会だったと思います。窓口や電話でご相談させていただいたお客様だけでなく広く興味を持っていただいて、見直すことができてよ	同上
5376	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	他にはないと思います。	以前、埼玉にある社会保険庁の倉庫に調査で行きましたが、昔、返還された旧台帳が各県分が相当数あった。また事務所にマイクロ化された記録があり、これらを一刻も早くWMに取り込むことが必要と考えます。	年金相談をしたときなど、時々記録のない番号の画面が出てくることがあったが、そういうう方の記録は数少ない入力もれだと思っていた。 しかし、1千万件を超える記録が収録されていないとわかったのは新聞や週刊誌で取り上げられたときに問題を知った。	記録問題を優先して事務所へ年金相談の支援に行ったり、特別便の記録を以前より時間かけていろいろな角度から探すようにした。 予算や人目の状況もあったのだろうが、当時、30年後、40年後のことも考えて事務処理をしてくれていたらなと思うし、今、記録の全てをきれいにしてしまえば、信頼回復も早くなると思う。
5377	地方庁	その他(社会保険事務所)	無し。	記録回答を頂けてないお客様には、市町村や事業所にも協力要請を引き続きお願いし、回答頂ける様にお願いしたいです。 お客様への回答は、市町村や事業所に協力を引き続きお願いし、迅速に回答できる様に努力していきます。	重大な問題と認識しました。この仕事に従事する前です。(報道されてからです)	調査を行うののに、お客様からできるだけ情報収集をし、市町村等に協力を要請し、迅速に対応するよう努めました。また、回答後、お客様より問い合わせが有った場合でも、話を聞きできるだけ、回答できる様に努力しました。 反省点は、個人情報に対する意識及び、一人一人が公人で有る意識を持つべきだと思います。
5378	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	お客様に関心を持っていただき、当時の状況を詳しく思い出してもらい、根気強く徹底した調査を行なう。早期処理のみを追及すると、調査不十分等でまた同じ過ちを発生させてしまうので、調査に期間を要することをお客様にご理解いただき、人員を投入して充分な調査を早急に終了できるようにする体制が必要と考えます。	当初は、重複手番をいくつも持った被保険者のかたがたの問題と思っていましたが、記録問題が発生し調査に関わるようになった19年5月からは、記録が洩れている多さに驚きました。	お客様の話をどんな些細なことでも丁寧にお伺いし、自分の今までの勤務経験から、あらゆる可能性を考えて調査しようと考えました。この懐会にいい加減な調査をして回答する等は絶対あってはいけません。現在、期間調査の部分にはセンター業約され、多数の謝金・非常勤職員等を投入し正職員が少ない中での業務となっていますが、調査の意義と実技のための研修と教育がとても重要と考えます。また、事務所で受付し、その後のお客様対応も全て事務所対応なため、記録の調査を求めるお客様の必死な声が、実際調査するセンター職員に届かず、そこに温度差が生じているのではないかと考えます。実際調査する側は、お客さまへの照会等で接触しお客様の必死な声を感じ、数をこなすだけではなく、あらゆる角度からの調査をすべきと考えます。現在はコンピュータで記録の管理をできますが、戦後から現在までの間でこれだけの記録を完璧に管理することは不可能であったと考えます。基礎年金番号ができたときも国民の関心は少なく、過去記録調査のときも回答数はわずかでした。しかし、これだけ多数の記録が洩れていたことは、記録を管理する環境だけの問題ではなく、職員として記録管理の重要性を軽んじていたと言
5379	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知られていない問題は存知ません。		お客様の記録で、紙台帳等からの切替間違えなどによるミスのために統合されていないとか、ぬけおちた納付記録などがある場合は、その回復は図られなければならないが、時間もかかるのも現実である。 過去の問題の総括も大切なことであるが、いかにして、早急に真に抜け落ちたお客様の記録を	回復すべ記録はきちっと対応すべきであるとの基本姿勢。また、お客様への対応については、よくお話をうかがい丁寧な対応に心がけている。今後もそうしていきたい。
5380	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。		新規採用時には、問題が発生していたので、これからまだまだ日本全体の問題になると感じていました。	電話、窓口対応時には、まずお客様のお話をじっくり聞いて、懇切丁寧な接客を心がけていました。 反省点としましては、全国的に事務所の窓口や電話が混雑しているにもかかわらず、人員増員や電話回線の増設など対応が少し遅いと思いました。 24時間つながるコールセンターについては、件数が少ないのにもかかわらず、そのままの状態が続いていたとのことですが、もっと状況判断を的確に行い人員を正しく配置するなど、これから
5381	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	現在は対策がとられたかどうかわからないが、1年前くらいまでは厚年記録の共済移管期間についてのイカン表示もれが散見された。 洩れている記録としてそのまま統合すると、共済と厚年とで重複カウントされ 過払いが発生する。	対象を広げすぎて収集がつかない。どこまでやるのかラインを引いて切り上げるべきと思う。わからない 目の前の業務からいえば、業務に精通した職員が退職に追い込まれている。 何年もかかって蓄積した人的財産をほおり捨てて、どれだけの戦力ダウンになるのか認識しているのだろうか。 素人ばかりを集めて解決をはかろうとするのは無理。二次的な記録問題が発生する。している?	60年間もの間積み重なった、業務センターの記録管理の問題。 年金裁定業務、相談業務についてから、10年程前。	事例に遭遇した場合は、その都度現場でできる処理をし、補正が必要であれば業務センターに処理依頼をした。事務所段階ではそれ以上のことはできない。 その時代、時代で、現場はできる限りの仕事をしてきている。 社会保険庁の大元の記録管理の方向として、総体的な視点から、その都度、チェック、見直しがうまくなされてこなかったものが積み重なったものと思います。日々の膨大な業務に忙殺されて、そこまでいたらなかったのではないですか。そうなると、制度を運営、管理する歴代の幹部の 方々の認識のなさが 今の事態を招いた結果とも思います。末端の職員はできうる限りの仕事を誠実に行ってきています。
5382	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし		迅速に解決しなければならない問題だと思います。	
5383	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上		宙に浮いている年金記録について、お客様ご自身がその当時、氏名・生年月日等を架空の申請により届出されているケースも「ねんきん特別便」の調査及び相談時において見受けられました。これからのお客様への照会の際、その様なケースがあっかのかどうかについてのお問い合わせも考慮し、調査依頼書を提出していただく際には、その旨の記載していただける様な方策ができないものでしょうか？	社会保険庁において、全国の年金記録を一括管理しているので、この様な年金記録問題が明らかになるとは思ってもいませんでした。また、年金記録問題が存在することを知ったのは、マスコミ報道等により知りました。	「ねんきん特別便」による照会の際は、社会保険事務所において管理者として、お客様からの相談体制を確保するとともに、できるだけご負担をおかけしない様に、事務所職員が一体となって相談等の対応を心がけました。相談における待ち時間等については、できるだけ少なくするよう対応しました。 かなり以前にお勤めされていた等の年金加入記録について、大量の宙に浮いた年金記録である為、やむをえないことだとは思いますが、調査依頼書による解決ではなく、できるだけ直接お客様との面談による調査等を最優先とした相談体制をとることにより、お客様からの信頼がより早
5384	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	時間と人数をかけていくしかないと思います。	問題が発覚してから。	それまでは年金請求時に記録の確認をして、統合作業に移ればよいと聞いていましたし、そう思っていました。 現時点では基礎年金番号へすべての手番を収録し浮いている手番を無くすよう務める義務があると思います。
5385	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません	基礎年金番号の制度ができた時です。	早期解決をはかる。年金制度への理解と協力が得られるよう被保険者の立場に立って一つ一つ問題点を解消します。
5386	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	現在でも年金問題への関心が薄い方もおり、そういった方達の記録整備への協力が必要だと思うので、こういった方達へ対応が必要だと思います。	未統合手番の存在は知っていましたが、オンライン化された時に年金記録は、WMにすべて収録されていると思っていました。オンラインへの未切替記録等の問題については、庁よりの通知よりマスコミの報道が先だったので、マスコミの報道によりその事実を知りました。	未統合手番の収録については、現在までも本人への確認作業を行い、基礎年金番号への統合に努めてきました。 この問題については、オンライン化の際の記録の収録漏れや基礎年金番号制度の導入の際の記録の整備漏れや被保険者への周知不足などが反省点だと思います。
5387	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
5388	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ひとつひとつ丁寧に対応していくしかないと思います。	私が社会保険相談員として平成18年5月より当事務所に勤務し始めた頃より「年金問題」として大きく取り上げられるようになったと感じております。 それ以前については、社会保険庁に対する批判はグリーンピア等の施設への投資による無駄遣いが主だったかと思いますが、今日の「被保険者記録、宙に浮いた年金記録、偽装喪失」などに発展するとは想像できませんでした。 私の中で意識していなかっただけなのかもしれませんが、勤め始めた時期にあわせて「年金問題」が複合的にクローズアップしてきたので、驚いております。 以前からお勤めになっている職員の方の中で、どれだけの人がこの組織の問題を「種火」の段階で知っていたのか、私も興味があります。 あまりアンケート調査のお役に立てず申し訳ありません。	残り1ヶ月をきりましたが、任期月職員として、社会保険庁と国民との橋渡しになろうという気持ちで日々窓口や電話での対応に取り組んでおります。 過去のこととは言え、窓口でできることについてはひとつひとつ片付けていくしかないと思っております。 「年金問題」についての反省点というのは、組織の中での問題意識の欠落とすべてのことを先延ばしにしてきた体質的なものにあるのではと感じています。 今回のことは「公僕」サービス業であるという意識に立ち戻るきっかけにはなったのでは…すべては今後にかかっていると思います。「災い転じて福となす。」ですね。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点としてお考えですか。
5389	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	市町村に協力していただき、特別便未確認を減らす。	厚生年金加入記録の通知、国民年金納付記録の通知がされておらず、未統合記録や国民年金の納付確認漏れがあった。平成17年頃です。	定期便等により加入記録、報酬、納付記録を被保険者に毎年お知らせすべきであったと思います。
5390	地方庁	社会保険事務所課長級以上	社会保険の年金記録は、被保険者記録(資格記録)と年金給付記録を別々に管理していた時期が有った事は既に承知されている事と思いますが、その内年金給付記録は被保険者記録との突合処理を行わず、年金の支払の基礎として使用されてきました。 このことは、被保険者記録の統合等を必要としなかったため、年金給付記録には収録されているにもかかわらず、宙に浮いた年金記録としてシステム上残っている可能性が高いと思われます。 また、被保険者記録は機械に収録するため、氏名が不明等な場合は収録時に担当した者が読める読み方で、生年月日が不明等な場合は、明治11年11月11日(1-11.11.11)と入力されていたりしていますが、年金給付記録には正しく収録されているケースもあり、この事も被保険者記録	保管されている事業所台帳や、被保険者名簿を再度機械入力し、データ化した上で、被保険者記録および年金給付記録と突合する事で、収録済みの被保険者記録と未収録の被保険者記録を明確にし、必要な記録のみを調査や整備する事が出来るのではないかと思います。 また、この仕分けをする事で作業能率や作業効率のUPを計れるのではないかと考えます。		
5391	地方庁	その他(社会保険事務局)	厚生年金記録は、昭和60年当時まで紙台帳で管理していたものをコンピューター化する際に民間委託により行ったことが原因ではないかと思います。 入力のスピードだけを求め、全くチェックを行わずに、結果的に大量の入力ミスを犯したこと。丁寧な入力やチェックを行う人員体制を築くことを行わない本省にも問題があると思います。	問題解決に向けてまず第一に考えるべきなのは、本日からは記録に誤りが出ないという日を作り、現在進行している年金問題を止めることです。 今現在も年金問題はどんどん増えていると思います。派遣職員に入力を任せ、民間委託を行い、間違いがあるかチェックを行える体制ではないのではないでしょうか。また過去の誤りを探す業務と、現在の業務を平行して事務所で行う方法にも問題があると思います。 社会保険事務所の人員不足も深刻です。正規職員が大幅に不足しており、仕事がうまく回っていないと思います。人手不足を解消しなければ年金問題の解決は難しいと思います。	国家の危機として認識しておりました。知ったのは平成8年採用時より、問題があることは知っておりました。	いまの時点では日々の業務に終われ、考える暇がありません。もっと現場の声を聞くというコンセプトで年金機構はスタートするのですから、現場の情況をみずに、どんどん新しい業務や報告を追加し続けていくような社保庁の今の状態は脱しないといけないと思います。
5392	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	現時点の調査システムの利便性向上や調査・確認チームの大幅増員。	最初に5000万件の手書未統合については、平成9年以降被保険者に対し確認をお願いしており、未回答者に対しフォローがなってなかったのかと思いましたが、それ以降表面化した問題については、過去の記録管理の不備(1433万件)や収納率UPの為の標準報酬の不適正や全喪問題等は組織としての管理体制が不十分だったのではないかと思います。 記録問題についてはメディア等で取り上げられるようになってから認識するようになったと思います。	個人的に出来るだけのことは対応したと思います。 反省点につきましては、被保険者情報の管理不足(厚年加入者の住所管理が平成になってからなど)や国民年金のマイクロが特殊記録有者などに限定されていたりで記録として残すには不備がありすぎたと思います。結局のところ将来的に何か問題が発生してもそれに対処できるような管理システムが構築されていなかったことが反省すべきことではないかと思います。
5393	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金相談、年金年金請求時に、現在記録されている内容で間違いないかどうか必ず確認をとり、事跡を残しておく。(疑義がある場合は、調査依頼が できる旨の説明を含む。) また、資格取得の際、過去の記録も含めて確認することで、年金請求時での記録漏れ等の発覚を防げると思われます。(50歳時に確認し、30年も前の記憶を聞いたり、また、物的証拠を依頼することは酷であると思われます。)	平成19年に新聞報道等で知りました。(平成20年5月採用)	反省点として、資格取得等適用処理の際、各人が過去の記録を含めて確認できるような仕組みがないためと思われます。
5394	地方庁	その他(社会保険事務局)		OB職員の起用等、社会保険に精通している人の能力を活用することが不可欠である。	制度上の問題を長年にわたって放置してきた結果だと感じてます。マスコミ等で報道されはじめてから知りました。	我々末端の職員ができることは、本人からの申し出に対して正確に調査・回答することのみだと思います。 この問題の反省点は、当初からマンパワーを投入して早期解決を図るべきであるにもかかわらず、現状の職員のみで対応しようとしたこと。その結果、本来業務がおろそかになり、人材育成の面で支障をきたしていると思われます。
5395	地方庁	その他(社会保険事務所)	船保相互間の期間重複の取り扱いについて、現在業務センター指導課の見解]としては、重複期間のうち報酬の高い方の期間を優先し、他方の期間を訂正・取消を行うとのことですが、根拠はなく、現状業務センター記録課において行っている補正方法をもって統一されたいとのことです。(報酬合算することが誤りで選付することが正しいことであるかについても根拠がないのは確かである)現存事業所であれば、事業所を通じて被保険者に還付することが可能ですが、全喪事業所については現在(平成20年9月3日指導課厚年G回答)社会保険庁医療保険課において検討中であるため、船保期間の重複補正をしたまま還付されておらず、保険料が宙に浮いたままとなっている案件があると思われます。	被保険者名簿・旧台帳に記録があるのに、オンラインに未収録の記録があるため、旧台帳と被保険者名簿の突合を行ったうえでオンラインに収録し、そこから名寄せにより待ち主と思われる人に、照会文書(事業所所在地、事業所名)を送付して回答してもらう。	平成16年から年金給付課に配属されてから、年金相談窓口等で氏名検索するときに、旧姓や名前の読み方の違い(音読み、訓読み、ジ、デ、チ等)や生年月日のわずかな違いによって記録が判明することが度々ありました。しかし、氏名検索で出てきた厚年手帳番号でも事業所整理記号が0000であると払出簿を確認しないと事業所名がわからないため、窓口ではその記録にまで本人に確認してもらうことは行っておりませんでした。また期間調査業務において、当時はOBO画面によるマイクロ検索もできなかったため、期間調査をおこなう人がどこまで範囲(生年月日・類似した事業所)を広げて調査するかによって、記録が判明したり、しなかったりすることがあったとおもわれます。この問題は昔の届出がいい加減に行われていた(被保険者の生年月日虚偽申告、事業所の生年月日、氏名の漢字・読み方記入誤り、社会保険事務所の確認不足)こともありますが、厚生年金手帳を払いだすときに、氏名・生年月日・事業所名以外に被保険者住所を登録されておれば、もう少し本人確認が容易になったと思われます。	氏名検索するときは、生年月日範囲を広げ、読めそうな氏名でいくつか検索するよう徹底しております。また、窓口にて事業所整理記号0000の記録が出てきたときには、払出事務所に払出簿を見てもらい事業所を聞いてから、本人に確認してもらっております。また、年金特別便で「訂正なし」で提出された場合でも、できる限り氏名検索をおこない、他の記録が出てくれば、文書照会等で本人確認するようにしています。氏名検索をきちんとしていれば、簡単に出てくる記録が多々ありますので、年金請求時等にもっと徹底して氏名検索をしておれば、宙に浮いた年金は半減していたと思います。
5396	地方庁	その他(社会保険事務所)			私が年金記録問題について詳細を知ったのは、ねんきん特別便の対応を始めてからですが、個人が複数の年金番号や手帳を持っており、年金請求の際は職歴などを確認し重複取消をして正しい年金記録により受給されていると思っておりました。ですがここまで未統合の年金記録が存在しているとは想像もつきませんでした。 記録報酬月額の訂正についても事実に基づく変更だと認識していたため今回の問題が発覚してから詳細を知りました。	1人1人の年金記録を整備し、確認していただき皆様に正しい年金額を受給していただけるよう対応してきました。 また現段階では過去の業務手順などは分かりませんが、今回の年金記録問題ではより長く時間をかけるべき作業ではないかと思いました。期限をもうけること自体は多少疑問もありましたし、特に首都圏での業務量は他県に比べて相当量となっているはずです。正しい人員配置や処理・管理体制を構築してから対処すべきではないかと思いました。
5397	地方庁	その他(社会保険事務局)	脱退手当金について被保険者が会社から退職金の一部だと説明され押印させられたり、会社が勝手に手続きしている事実私の 母親も会社に騙され泣き寝入りをしている。	現在のところよりよい方策はない。制度を理解して脱退手当金を受領しておきながら受領した覚えがないと言い張る人もいれば、上記したような人もいる。また、脱退手当金の記録整備が完璧でなく、地方庁において脱退手当金の支給記録があるにもかかわらず、業務センターの記録が不備なため脱退手当金の支給なしと決定されていることも聞いており、被保険者であった人の良心に頼るしかない状態である。いずれにしても、何らかの方向性を決定した上で解決を図っておかなければ今後大きな問題となることは必至である。	仕事に対する取り組み方、そして、仕事に対する評価一組織自体が抱えている問題だと認識していました。問題が存在することを知ったのは就職して資格記録を直接取り扱うようになってすぐでした。後日、脱退手当金の事務を担当したときは、その段階で年金記録問題を身をもって痛感しました。	私は当初、東京都の社会保険事務所に勤務しておりました。当時は、とにかく事務処理の速いことが善しとされておりました。例えば、厚生年金の資格取得届を処理する際、新規取得者として届出がされ疑同一人が記録上確認されても新規取得として処理し新番払い出しするのが当然であり、私のように当該資格取得届者が疑同一人と同一人であるか否かの調査をしてから資格取得届を処理するような人間は馬鹿であり、ましてや、そのような事務処理をかさねることにより、残業をするような人間は今まで見たこともないとさえ言われました。また、同僚が先に帰宅する際には、わざわざ大きな声で「この係りで残業するようなバカがいるんだ、初めて知ったなあ一」と捨て台詞をかけられながら仕事を続けたこともありました。同僚には疑同一人が別人であることを確認してから新規に厚生年金の手帳番号を払い出すのが正式な事務処理ではないのかと言ってみたこともありましたが、まったく相手にされませんでした。このような状況のなか、私自身だけでも正しい事務処理を続けました。 上司に相談してもみましたが、難しいことを言ってきてくれるなと言われとりあってもらえませんでした。
5398	地方庁	社会保険事務所課長級以上	厚生年金保険の脱退手当金を受給したにもかかわらず、後日、支払日に被保険者であったことが判明した場合、脱退手当金の支払記録が抹消される取扱いとなっていますが、支払った事実が明確な場合は、抹消する必要がないのではないでしょうか。	脱退手当金支払日に厚生年金被保険者であっても記録の補正が必要がないような取扱い(システム)としては、どうでしょうか。	年金記録を番号で管理していることから、この番号だけを自己管理してもらえれば、加入期間が分からなくなることはないと思っていました。 しかし、年金専門官で裁定請求書の受理に窓口に出ることとなった際に、厚生年金や国民年金の番号をいくつも持っている方もあり、このように番号を自己管理ができない方の中には、期間照会しても年金番号が分からない方もあり、加入期間に継続性のないまま年金が支払われるこ	年金専門官で窓口に出ることとなった際には、年金記録の継続を確認し、空白の期間のところに加入していた事実がないかを個人個人に問い合わせをしながら請求書の受理をしていました。年金記録を番号のみで管理していたのであれば、この番号が将来の年金受給にいかに大切なものかをもっとアピールし、自己管理の徹底を周知すべきだったのではと思います。
5399	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	記録問題については国民の関心が高く、マスコミも注目しているため、社会保険庁の信頼を回復するために解決に向けて努力をすべきだと考えています。 それでも持ち主が分からない、不明な記録があり、処理不可能なものがある場合は、国民が分かるように説明し、謝罪すべきだと思います。 しかし、窓口で対応していますと、現在の日本の状況からも「将来年金が受け取れるのか、掛けても受け取れる金額が少ない」等の不満や不安から国民年金を掛けるのに躊躇される方が多数います。強制徴収をし、強制的に納めてもらうのも1つの方法ですが、国民年金の受給金額がもう少し上がれば納めやすくなるのではないかと考えます。 記録問題の解決に直接関係はありませんが、年金を掛けることにより老後の生活の不安がなくなるような年金制度を作ることができれば、信頼回復につながると考えます。	いわゆる宙に浮いた年金について、問題になる前は氏名、名前が不十分なものがあるとは知りませんでしたので、裁定請求の際には本人の記録はすべて統合され年金に反映しているという認識でした。(年金給付業務を経験していないためかもしれません。)現場で、判明すれば統合処理をしている状況でした。テレビや新聞で受給者でも漏れている記録があると知り、特別便を送付してその対応をしていますと、受給者にもかかわらず、漏れている記録がある方が多いのに驚き、大変な問題だと思いました。	発覚した当時は健康保険給付業務に携わっていましたので、そちらに専念し、淡々と業務をこなしていました。平成20年7月に国民年金課に異動し特別便の対応もするようになり、来所したお客様は不安でいっぱいでしたので記録が判明した方、判明する記録がない方、どなたにも親身になって話を聞き、分かりやすく説明し、信頼が少しでも回復できるように対応してきました。これからも年金に携わる職員として国民一人一人と向き合い真摯に対応していきたいと考えています。
5400	地方庁	その他(社会保険事務所)		亡くなられている方、外国の方等いろいろな状況からして解決は難しいと思います。	極わずかなことと思っていました。世間一般に知られたときです。	記録整備を確実にした上で、記録確認したほうがよかったのではないでしょうか。
5401	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	当時、現場で適用事務をしていた昔の記録や法律に詳しいOB職員などを積極的に採用し、事務にあたる。	国民年金業務課時代、ファイル創成できていない被保険者記録の存在は知っていた。	マイクロフィルムとの記録の確認後、住所記録や納付記録の収録を行っていた。また、住所や納付記録に訂正が必要なものは、マイクロフィルムの記録を訂正し、収録を行った。
5402	地方庁	その他(社会保険事務所)			私が社会保険事務所に配属される以前から、記録問題については大きく取り上げられておりました。この問題は将来の年金のみの問題ではなく、国の本来ミスが存在するはずがないことが前提のデータ管理の点で、ミスが存在したということで国民の信頼を大きく損ねる問題であると思いました。	記録問題解決の反省点については、効率的ではないところだと思いました。職員が仕事に対して責任を持ち、やってやるぞという活気を持った職場環境であれば良いのですが、現状退職者、欠員も多い状況です。社会保険事務所に勤務して感じたことは、職員は責任を持って仕事に取り組んではおりますが、劣悪な労働環境の中仕事に対して喜びがないことに問題があるのだと思います。 記録問題は社会保険庁、社会保険事務所職員が全面的に悪いという形で報道がされております。結果、国民の機嫌取りの為に何も考えず、職員の意見を無視、軽視した形で労働条件の改悪がなされている為、知識のある方、新しく入った人で仕事になれてきた方が外に出てしまうことで、勢いがいつまでも上がることはなく、モチベーションも保てないので個人個人の仕事をこなす量にも無意識的に壁を作ってしまっているように感じられます。職員の待遇については何もすることが出来ませんが、私は同僚や職場の方とよくコミュニケーションをとるようにしております。仕
5403	地方庁	その他(社会保険事務所)				
5404	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	見当がつきません。	重大な問題だとは感じていました。大騒ぎになってから知りました。	日常業務を頑張るしかないと思っていました。
5405	地方庁	その他(社会保険事務局)		民間に委託して早期解決。		自治労に問題があると思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5406	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	早期に解決を図らなければならない問題 時期は報道された頃です	ご本人からの申し出やこちらにある資料の解読などその時点で自分にできうる ことをしていた
5407	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	一件ずつを確実にするしかないと思います。	記録問題として位置付けられてからは、最優先課題として認識しましたが、それまでは、「期間照会」としての一業務でしかとらえておりませんでしたので、このような問題になるとは思っておりませんでした。	一件ずつ確実に対応するよう心がけて取り組みました。 この問題を受けて「年金定期便」が送付されるようになりましたが、記録の確認について、年金請求時ではなく何年かに一度でも記録確認を行っていれば良かったと思います。
5408	地方庁	社会保険事務所長	被保険者が会社に採用時年齢制限があると、年齢をごまかして採用されたなどもあり、生年月日だけでは、一致しないもののある。	あまりにも古い記録のため、被保険者の方も忘れていることから、時間がかかっても地道にやるしかないと思います。	このようになるとは、思っても見なかったです。 というのも、年金請求時にはすべて期間を申し出てくれるものと思い込んでいたからです。 今になって、電話等の確認で話していると、被保険者の方も保険に加入していたかどうかもわからない方が多く、ある程度仕方がない部分もある。 昭和50年頃、記録照会回答時に見つからないと回答していた時に、 実際は、どこかに記録があったりして。と思ったこともありました しかし、全国でこれだけの件数になり、これまで大きな問題になろうとは、思っていませんでした。	被保険者の方に、アルバイトであっても、勤務先、勤務状況等を聞くようにして、漏れをなくすようにしている。 届出主義もあり 忙しいのを理由に被保険者から、詳細に聞き取りをしなかったこと。 届出していない記録には、それ以上聞こうとしなかったこと。 によって、残ってしまったものと思います。
5409	地方庁	その他(社会保険事務所)	いまだにカセットオープン(記録復元)状態にされていない厚生年金手帳番号が多数ある。 ※今回の年金特別便の本人(生存者)申立てにより、厚年手帳番号判明するも、カセットオープン(記録復元)状態でなく、改めてカセットオープン(記録復元)処理を社会保険庁に依頼、または事務所にて記録復元したケースが多数あった。 旧台帳(いわゆる1466万件)による照会(ピンクはがき)対象者に、これらカセットオープン(記録復元)されていない全記録が含まれているのか、疑問が残る。	早急にカセットオープン(記録復元)されていない厚生年金記録を復元し、該当者(または遺族)に、改めて年金記録の通知(特別便)を送付しなおすことが必要と考える。 なお、全国での件数等が不明であり、一昨年からの年金記録問題対応での事務所の混乱を考慮すると、新たに始まる「日本年金機構」において、対応が可能かは不明である。(対応するためには、かなりの人員が必要になると考える。)	採用は平成2年1月。 採用当時から、被保険者氏名の未登録の厚生年金手帳番号があり、また、カセットオープン(記録復元)状態でない厚生年金手帳番号が多数あった。 また、新規に厚生年金手帳番号が付番された被保険者の中にも、既に厚生年金手帳番号が払い出されている(同一姓名・同一生年月日)ものと思われる被保険者が多くいた。 これらの年金記録については、氏名のよる索引が不可能となる場合や、本人自身が厚生年金に加入していたことを忘れてしまうこともあり、いずれ年金請求の際の記録判明には相当煩雑な業務になると認識していた。	氏名の未登録記録、カセットオープン(記録復元)されていない年金記録については、事前に把握し通知する等が難しく、年金裁定請求を受け付けた際に本人に対し、細かに職歴等を確認し、記録されていない事業所があれば、記録の調査をするなどして、記録判明を心がけた。 また、重複(同一姓名・同一生年月日)して払い出された疑いのある被保険者に対し、その都度、案内文を送付し、注意喚起をし、重複している手帳番号が判明した場合は、重複取消処理を行っていた。 なお、これらの問題について、北海道における諮会議等でも提起し、早期に是正するよう、上部機関に上申していた。 ※反省点:社会保険オンライン処理が始まった時点で、すべての記録をオンライン上に登録し、今でいう「年金特別便」のようなものを、当時から送付しておくべきであったと考える。 また、現在の基礎年金番号制度をもっと早期に制度化すべきであったと考える。 なお、諮会議等での提起も、もっと真摯に強く是正を求めるできであった。
5410	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	大臣が言われているように集中的に「ヒト、カネ、モノ」を注ぎ込むしか方法はないことと思います。電子媒体等駆使して記録確認の効率化を図ることは必要ですが、最終的に的確な判断を下すのは「ヒト」ですから、最も必要な部分は員数ではなく人材だと思います。より多くの経験と問題意識を持った人材をどれだけ集められるかで結果に格段の差がでるものと思います。	基礎年金番号が、重複して付番され未統合であったり複数以上の手帳番号を持ちながら基礎年金番号に未登録である実態は少なからず存在しているものと感じていましたが、具体的にその総数がどれくらいあるのかまでは思いが至っていませんでした。 平成19年に国会並びにマスコミ報道等により、いわゆる宙に浮いた5000万件の年金記録の存在を知るに至り愕然としたことを記憶しています。	「5000万件」の年金記録を1件でも減らすべく、本庁から提案された各種の記録補正並びに特別便等によるご照会に対し真摯に対応してまいりました。 原因は社会保険庁にあることですが、マスコミ等の過剰報道によりお客様が必要以上に不安を感じられ、その対応に多くの時間を割かざるを得なかったことがあり、記録確認の進捗に影響を及ぼしたことはある思います。また、この間職場と仕事に生きがいが見出せず、多くの意識ある優秀な職員が職場を去っていったことが処理遅延に拍車をかけることにもなり残念でなりません。 反省点ではありませんが、「5000万件」の存在はかなり以前から本庁の一部では認識されつつも、年金請求時にお申し出により解消していくという対応方法をとっていたことと、予算等の制約から思い切った事業を打てなかったことが現実だったのではないでしょうか。逆に社会問題化し
5411	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	世間一般とは言えないが、自分の知っていることは報道・雑誌等で取り上げられていることを確認している。	紙台帳等を全件突合しても完全解決は困難と考える。(判明率もそんなに高くないと思われる)社会保険庁の年金記録管理問題のほかに、現場での対応で感じることは、悪意がなくても記憶違い、勘違いしている方も大勢いる。 申し出があった分を一旦は全部認めるという案も出ているが、公平性の観点から疑問を感じる。しかしながら、完全解決をする方策は他に考えられず、納付された方に不利益を与えないという方向だけから考えれば一案であると思う。	一人の方が複数の年金手帳番号を保有しているという事実は、社会保険組織に入ってから聞も無く知ることはできました。複数の年金番号を持っていても、年金請求までに統合することは可能と考えており、随時に対応もしてきました。 基礎年金番号導入後は、統合に向けての計画的な事務処理も開始され、迅速性には欠けましたが、長期間をかけて整備されると思っていました。 問題意識を持ったのは、ずさんな年金記録管理が明るみとなった平成18年以降であります。 データの管理ミスの外に、各種届出にかかる規則等の不備もあり、社会保険庁が保有するデータの検証だけでは完全な統合処理は不可能と考えるようになりました。	厚生年金に関しては、各種届出を行うのは事業主であり、届出内容に誤りがあっても見つけることができない場合もあります。年金記録問題では、氏名、生年月日の誤りが多数あったことから、住民票などの公的書類の確認(添付)も必要と思いました。 反省点としては、安易に年金番号を払い出したこと、資格喪失日の確認不足があります。 年金番号の払い出しについては、資格取得届が健康保険と一体になっていることから、健康保険証の早期交付のためやむを得ない事情もありましたが、その後の確認作業が徹底できませんでした。 資格喪失日については、月末の資格喪失日の確認についての通知があったにもかかわらず、徹底できていなかったと思っています。 年金記録は各個人にとって、非常に重要なものと改めて認識したので、より一問、親身に対応す
5412	地方庁	その他(社会保険事務所)			採用された当時、国の機関・仕事なので様々な意味できっちりしているだろうと考えていました。 そのため、未統合であっても氏名索引などで記録は探せるものと思っていました。 働いていたのに記録がない、納めたはずなのに未納になっているなどという話は採用されたときからあったと思いますが、これほど大きな問題だということは、特別便を郵送する前段階の調査のときに思いました。また、郵送分の特別便期間調査をした際、オンライン収録されていない記録を見つけることももちろんありましたし、旧台帳があるということもこの記録問題で初めて知り、問題の大きさを再認識しました。	私自身が社保庁不信に若干なりましたが、窓口に来る方、郵送分の期間調査で名前の読み方を変えてみたり、濁点の有無や生年月日の違い、マイクロや紙台帳で1件1件調べる等、できる限りのことをしてきました。 オンライン化された当時、収録するに当たっての手順やチェック体制がどうだったのか、今ほど簡単に収録はできなかったのかもしれませんが、チェックさえできていたらこれほど大きくはならなかったのでは?と思ったりします。
5413	地方庁	社会保険事務所課長級以上	過去に書き換えられてきた紙台帳類の判読不能、記載誤りや転記ミスや多くあり、どのようにしても解明できない記録があることが分った。	未だオンライン化されてない記録をすべてをデータ化して突合せしていくこと。	厚生年金発足より存在する過去の紙台帳年金記録を管理する困難さと、国の責任においてオンライン化を充分にしてこなかったことが原因と認識した。 入職した昭和50年代より携わった仕事により知っていた。ただ、大きな社会問題になるとの認識は無かった。	社会保険事務所レベルでは、当時の方法で個別に対応していくしかなかった。 すなわち照会を受け、紙台帳を調べその部分のみオンライン化し回答すること。 オンライン化以降、紙台帳記録を完全にオンライン化してなかったことが反省点と考えている。 ただし、この作業の困難さは理解する。
5414	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金に関心が薄い人も多数いるので、年金相談に来ていただいたお客様には真摯に対応するしかないと思います。	未統合記録の存在は認識していましたが、WMに収録されていない記録が存在することは知りませんでした。テレビや新聞報道により、その事実を初めて知りました。	未統合記録の基礎年金番号への統合については、日々の業務の中で統合処理に努めてきました。 反省点としては、オンライン化の際にWMへ記録の収録漏れがあったことや、基礎年金番号制度
5415	地方庁	その他(社会保険事務局)			平成13年頃だったかと思いますが、適用課の係長で、資格照会業務に携わっていたため、紙台帳からオンラインへの記録移行が正確に行われていないことは、認識していました。	オンラインから記録が見つからなければ、紙台帳等の照会を行うという定型的な業務を行うことしか考えていなかった。 この問題については、とにかくオンラインへの記録の移行作業時において、正確なデータ(記録)移行ができなかった点が反省点と考えられます。
5416	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	わかりません。	裁定時にすべての手番が、統合になっていると認識しておりました。 平成19年5月頃わかりました。	記録に不明な場合は、来訪頂くよう促しました。 1.電算化対応の遅れ 2.裁定時窓口での対応 3.基礎年金番号導入時の対応
5417	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	今となっては、一人でも多くの方から回答を頂けるようにする。	大変だが、いつかは取り組まないといけない問題 宙に浮いた年金(手番)を待っている方がいるのは、以前から知っていた。	年金記録の確認をする際には、申出の記録以外にも手番があれば、確認をとり統合できるよう対応した。 特別便などの通知を送付したのちに、名簿や台帳等の確認作業を始めたので何通も通知が届いた方がいた。きちんと確認をした後に、通知を発行すれば一度で済むので本人も分かりやすいし、何度も相談しなくてよいし、対応する側もあらゆる面で手間がかからずに出来たと思う。
5418	地方庁	その他(社会保険事務局)	年金記録判明による再裁定により年金額が減額されること。 様々な事例により年金額が下がります。 年金額が減額になる場合、各担当者に委ねられている。 期間調査の結果、記録が判明し減額される場合には記録が見つからなかったこととして処理している事例が数多くあると思われる。 各事務所でもそのような事例は担当職員の事務処理の問題として報告はしていない。	年金額の減額の問題は、一担当者の問題ではなく制度的な問題であるため、再裁定を行ったうえで返納を行わない新たな法の改正を行う。 故意による未統合の記録が統合される。またお客様の理解が得られる。	平成13年に採用され、国民年金課(適用保険料課)に配属された際に歴史的な経緯から多くの未統合の年金手帳番号があるため、被保険者・受給者より問い合わせの時に必ず未統合手番を確認するように指導を受けました。 しかし、その確認作業は担当者の裁量に任されていたため、作業を怠ったり裁定時に統合すればよいためそのまま放置されていたことがたくさんあったと思われます。 私自身も全体でどのくらいの規模の未統合手番があるかわからず、また歴史的な経緯から、確認作業自体は今ほど重大な事とは思わず、仕事の一環として認識しておりました。	仕事の一環として捉えていたため特に対応はしませんでした。 年金給付の仕事に携わってから、未統合手番の多さに驚きました。 事務所に保管されている台帳と基礎年金番号からある程度めぼしをつけて、本人確認をすることが必要だと思いました。本人確認は、電話や文書や戸別訪問で行えばよいと思いましたが、当時の本来業務が忙しかったため具体的には行動しませんでした。 また、世間の年金記録問題の認識も低かったため、社会保険庁側から国民に年金記録問題の広報を積極的に発信していかなければならなかった思います。 従来より広報は行ってきたと思われますが、国民はマスコミ報道から年金記録問題を認識し始めたので、結果的に騙されたと思い不信感に変わったと思います。
5419	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	本人がすでに死亡しておられたり、高齢で以前のことを覚えておられなかったり、などで確認できないものが相当存在すると思われ、全ての確認は不可能と思われます。この2年間で集中的に調査を行い、あとは国民に判断してもらう。つまり、やるだけやって、これ以上は無理である旨国民に伝え、これ以上続けるか判断してもらう方法しかないと思う。	社会保険の不祥事や5000万件の未統合記録の存在により、国民の信頼を失ってしまったのは、本当に残念なことであり、社会保険庁の方針どおり、最優先課題として取り組まなくてはいけないと思っています。以前、国民年金の担当をしていた時、記録の統合をしていましたが、本当に全て終了したのだろうか、という疑問はありました。このような問題が存在することを知ったのは、やはりテレビ・新聞等によるものです。	国民年金の担当をしていた時、統合関係の仕事もありましたが、本人が申し出ているものを確認するだけで、それ以上のことは事務量も多く積極的には考える余裕がありませんでした。現在、年金記録の調査業務をやってみましたが昭和20年代の記録などは、こんなにもずさんな管理が行われていたのか、と驚きました。反省点とすれば、なぜ、記録の管理をしっかりやらなかったのか、ということではないか、と思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5420	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	特になし。	・短期間に集中的に事務処理を実施して、早く、年金行政を軌道に乗せるべきと思います。 ・一人ひとりの記録確認を丁寧にすべきと思いますが、時間がかかりすぎるため、たとえば、国民年金保険料収納業務(市場化テスト)のように、電話での確認業務を民間委託し、集中的に行うことはできないか。	・オンライン化以降、順次、記録統合等の整理が進んでいるものと思っていました。 ・その後、平成19年頃からの遡及の新聞報道等により知りました。	[redacted]年金記録が誤っている事例を見て、一人ひとり、丁寧に対応しました。 ・ただ、高齢者の方は、年々記憶が薄れていくため、少しでも早く対応すべきと思います。 ・オンライン化以前の紙台帳時代のものがほとんどで、ひとつは決裁時点でのチェックが適正に行われていなかったと思います。
5421	地方庁	その他(社会保険事務所)	・船員保険の仮番号について、統合処理が業務センターでしか行えず、一年以上時間が掛かっている。 ・他制度のねんきん記録もすべて社会保険庁が管理していると誤解されている。	・もう少し長い時間をかけて調査(解決)した方がよいと考える。期限を決められ、急いで処理をおこなうとミスも増えると考える。。今ミスをするとまた同じ問題が発生すると考える。	・基礎年金番号導入時、きちんと統合処理されなかったことと認識した。 ・未統合手番を「消えた年金」と報道が始まったころ。	・紙台帳からコンピュータ管理に移行した時点で、氏名等のご入力が多い等情報管理に問題があった。 ・制度周知が徹底されておらず、問題でないものまで問題となった。
5422	地方庁	その他(社会保険事務所)	無し	ねんきん特別便や定期便のご回答をいただけるよう、窓口にいらっしゃったお客様に対しより真摯かつ丁寧に説明し、ご理解をいただいた上でご回答をしていただく。 また、まだご回答いただけていないお客様に対しては、電話勧奨などを行うべきだと考える。	早急に解決しなければいけない問題だと認識していた。 問題を知ったのは、平成19年度頃。	未統合のお客様に対して、ほかに年金手帳をお持ちでないか確認したり、窓口への来所をお願いしていた。 もっと早くからこの問題に全所で取り組むべきであったと考える。
5423	地方庁	地方社会保険事務局長	なし	現在行っている各種の取り組みを着実、かつ確実に処理を行い、お客様の協力を得て一人ひとりの年金記録を確定させることに全力をあげて取り組むことが最重要である。 また、今後の年金記録の記録・管理において問題が発生しないように的確な事務処理を行うことのの確立と記録の修正等を行ったときの経過をでき得る限り詳細に残せる記録管理システムを早急に行う必要がある。 国民年金記録については、納付拒否などに関する記録はファイルで記録ということでなく原簿そのものに記録するといった措置をとることも必要と考える。	年金記録については、戦災や台風などの災害により記録の一部が毀損しているものがあるとの認識はもっていたが、今次の不適正な処理による問題については、今次の問題発覚時に認識した。	戦災や台風などの災害による年金記録の修復については、確災後、できうる限りの修復措置が行われたと聞いており、その際に修復仕切れなかったものについては、ご本人の申し立てや関係者からの聴取などにより確定していかざるを得ないものと考えていた。 不適正な処理に基づく年金記録問題については、職員の法令遵守意識の希薄さやそのことを許す組織風土の存在が大きな要因の一つであったと考えられ、こうした組織として、職員として最も基本のことの徹底に関する取り組みに甘さがあったことがの反省される。
5424	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない			
5425	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録について、「消えた年金」などとマスコミで表現されていますが、現実は一人の人が同じ制度で複数の年金番号を保有しており、その年金手帳を紛失しているケースが殆どです。したがって、いくら記録の管理を徹底したとしても今後も起こりうるわけであり、今の制度のままでは解決は不可能と感じます。 また、記録問題とは直接関係はありませんが、記録判明による年金受給者の年金額についてですが、減額になるケースが多数あります。法律改正により救済すべきではないかと考えます。	法改正等が必要なものもあると思いますが一年金番号について、住民基本台帳と連動し一人に一つの番号を徹底する。厚生年金の取得届時に住民票の添付を義務付ける。資格喪失届と国民年金の加入届を一本化にする。定期便により加入記録、納付記録、標準報酬をお知らせするのであれば、その後の異議申出については期限を定めるべき。(異議の申出に対し証拠書類がない等が当然のようになっているのはおかしい。)報酬についての異議においては、算定基礎、月額変更など個人にはわかり難い制度であるが故の誤解があるため、制度説明を広く行う。各事務所に年金記録課を置き、適用事業所の所在地を管轄する事務所で記録の調査を行う。(事業所検索システムでは完璧ではありません。)また、今回のように「とくべつ便」を12月末までに100パーセント整理などと数字ばかりにとらわれると見つかる記録も見つけられません。もちろん早いのがいいことはわかっています。しかし、確実に丁寧な仕事をする事が最も大切だと思います。また、たくさんの人員を揃えればいいように言われますが、記録の捜索は職人技です、誰でも出来るわけではありません。無謀な人事異動は避け、専門知識のある優れた職員を育成する	平成3年頃年金給付課配属時に、裁定請求書の審査や再裁定の受付をしてきましたので、その頃には全国的にはとんでもない数の年金番号重複が存在するのであろうと思っていました。職員は皆記録の管理の大変さも大切さも理解していると思います。しかし、私たちのような末端の職員の意見が反映されることもなく、意見を求められることもなく、責任ばかり取らされてきました。根本的には(6)(7)で回答したとおり、制度の複雑さが主な原因であり、個人、事業主、社会保険庁それぞれに責任があるはずなのに。本当に記録管理の大切さをわかっているのは現場の職員だと自負しています。	個人で出来ることには限界がありますが、少なくとも被保険者または受給者の方々の記録申出に対しては、記録判明に向けて真剣に対応してきましたし、それは、現場においては全職員が同じであると思います。反省はと聞かれれば、当時小さな疑問でも投げかけていくことが出来れば良かったということです。
5426	地方庁	その他(社会保険事務所)				
5427	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	特になし	今まで本人の記憶だけに頼って、判明させることができなかった記録を社会保険庁が積極的に調査し本人への説明責任を果たし整理を行っていかなければならない。 明確に認識したのは庁の通知が出された時？ではないか	機械で台帳が簡単に閲覧できるようになり、台帳の内容を窓口でお客様と一緒に確認ができ、ご理解いただけたりすると、この様なコツコツとした作業の積み重ねの大切さを感じる。しかしながら、対応できる職員が少ない。知識も乏しい。
5428	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上		今後は、紙台帳とオンライン記録の突合作業が行われますが、国民年金の紙台帳、厚生年金被保険者名簿は専門知識がかなり必要になるため、社会保険OBや関係事務経験者を登用し出来る限り早期に整備する必要があると考えます。	国民年金業務の担当をしている際に、マイクロフィルムの検索名簿が番号不明で空欄になっている記録がありました。1件ずつ確認しましたが台帳自体が移行してない分もあるのではないかと思っていました。平成元年頃でした。	切替済みの整理簿は、確認をしましたが市町村保有の紙台帳と突合を提案し、実施していれば良かったと反省しております。
5429	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金や厚生年金の記録補正の仕方について、知らない職員が多すぎます。 業務センターや他事務所からの依頼ですら間違った処理依頼が届きます。内容を知っているも者が補正をすれば、正しく直して補正をかけますが、知らない者が依頼のとおり処理を行えば誤った事務処理となります。 補正の仕方は、一律のパターン化が困難であるため、誤った処理方法で補正しているケースが多数あると考えます。	まずは、カセットなどをすべて開封する。そうすれば、窓口の時点で記録が判明しやすい。WMの中に全ての記録が入っている状態にすれば、本人判断がしやすいと考える。また、窓口での相談時間も短縮される。 緊急の取り組み課題であることは承知しているが、いつも準備不足でいきなりはじめろという通知はおかしく、詳細は別途という連絡ばかり。 あとから受付簿の様式だとか、件数のとり方、回答の方法などを指示されても現場とすればすでにスタートを切っていることであり、やり直し等で二度手間、三度手間となり余計混乱するだけでした。 年金記録問題については、今後も環境整備等をきちんと示してから、統一的に行ってほしい。本庁側では、そうやっているとお考えでしょうが、現場での率直な意見です。	最初の配属が年金給付課で、窓口や期間照会を経験しましたので、未統合の手番があることは知っていました。ただし、5000万件あるとか、旧台帳の具体的な件数などは報道で知りました。年金記録問題について、最初はこれでようやく多くの方が、自分の記録がはっきりして救われるだろうと漠然と考えていました。	私は、期間調査や年金給付の経験もありましたので、窓口対応や期間調査には積極的にかかわろうと考えました。特に期間調査などは、不慣れな者が行っても時間がかかるだけでなく、見つかるはずの期間も発見できないケースがあるからです。 また、担当課のみでの対応は不可能でした。随時応援等を依頼され対応したしたが、すぐに限界が生じました。そこで全ての職員が対応できるように、調査の仕方の資料を作るなどしました。 宙に浮いた5000万件については、厚生年金で個人の方にいくつも番号を払い出しを行ったことが一番の反省点だと考えます。現在のようにひとつの番号で記録をつないでいれば、膨大な址にはならなかったと考えます。これもやはり、準備不足というか環境整備がしっかりしないで、業務を行ってきたことが原因であると考えます。
5430	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	特になし	テレビのCMなどを利用して、記録問題、保険料、適用などについて、国民の皆様に関心を持っていただくよう年金制度等を周知する。	このような問題が存在することを知ったのは、マスコミ等で報道された時です。 再裁定申出書の受付件数が示すとおり、未統合となっていた記録の管理が不十分であったこと、また、被保険者記録を確認するのが、年金請求時の機会しかないこと(申出主義)が、要因の1つではないかと認識しています。 記録問題が発生した時、「消えた年金」というフレーズにより、自身の加入記録が消えているのではないかという不安や誤解を持つ相談者が多数いたので、未統合であって決して加入記録自体が消えているわけではないことの説明が不足していたように思います。	「平成8年12月までは制度ごとに番号が設定されていたため、未統合が存在しているが、決して年金記録自体が消えているわけではないこと。」、「紙台帳が存在するので、記録の確認はできる。」など、記録問題に対して安心していただけるよう相談者に対して説明を行った。 平成9年1月に基礎年金番号が設定された以降、記録統合に向けた取組の内容や方針が不十分であったと思います。
5431	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	特になし	国民の生活を脅かす問題と認識している。 知ったのは入庁時から。	接客を想切丁寧に尽くすことが一番大事だと考え行動してきた。 近所でも社会保険事務所の接客態度はよくなったと聞もきくが、まだまだ一部の職員に意識の低いものもいるので、現場で管理職が個人指導するべきだと思う。
5432	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	過去記録の整備は手間と時間がかかり、知識も必要なため、スピードをあげるためにはとにかく人員の増員に尽きます。	記録管理体制のあまさ、基礎年金番号という制度の国民の理解度。	1件1件制度を解りやすく説明するよう心がけた。
5433	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	地道にお客様ひとりひとりに対して、記録の確認をお願いしひとつひとつ解決していくしかないと思う。	信じられないと思った。自分は今までできちんと仕事に取り組んできたのに、どうしてこんな問題が出てきたのだろうと失望した。しかし、組織の人間なので解決するのに全力をつくさなければと思った。	窓口や電話で今まで以上に想切丁寧に対応することを心掛けた。 お互いチェック体制を強化していくべき。人員が足りないのが心配ですがやるしかないと思います。
5434	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	国民一人ひとりの意識改革が必要です。	マスコミが過剰反応しすぎたと思います。 私が知ったのは、テレビ報道が盛んになった5年くらい前です。	今までの諸先進の接客マナーを見ても、お客様に対する態度は悪かったとおもいます。 今後は、職員一人ひとりの意識改革、そして何事においても緊張感を持って仕事をしたいとおもいます。
5435	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上			問題自体、仕事をするということでは大変な作業であり、その一端をこれまで自分自身が担っていたということに残念な思いです。他方、国民という立場で考えると、これだけ大々的に年金制度の周知がされたということは、年金制度に全国民が関心を持つことになるので「他人事」と思われるかもしれませんが、よい機会であったと思っています。	記録の確認をきちんとすること。基礎に入っている記録が必ずしも本人のものとは限らないという認識を持って対応した。仕事をする上で一人ひとりにゆとりがないということ。担当部署同士の連絡体制が十分にできていなかったこと。
5436	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	一人一人、一件一件の申し出に詳しく調査し回答する。	大変な問題。報道及び各通知などで知りました。	年金相談時以外でも手番判明時はすぐに統合処理をしました。 一人の年金記録を複数の番号で管理していたことが一番大きな原因だと考えます。
5437	地方庁	その他(社会保険事務所)	共済組合の新規加入者の基礎年金番号付番時における住所登録について。 住所登録が市区町村までの登録者や居所での登録、所属での登録等の者があり国民年金・厚生年金加入時に疑重複となるが、住所が特定出来ず、本人特定が出来ない事象があります。 また、疑重複の照会を本人宛送付しても回答が無い場合があり複数の基礎年金番号を付番することなります。	年金への加入時においての住所登録について、住民登録時の住所を正確に届出いただけるように周知徹底出来れば良いと思います。 また、年金は一人につき基礎年金番号はひとつの番号を使用する事を周知徹底出来ればよいと思います。	平成9年の基礎年金番号導入時、他の番号を持っている方に回答をいただけるような分種があったにもかかわらず、周知できていなかったことは原因のひとつだと思います。 このときに、もっと周知できていればもう少し状況は違っていたと思います。 報道等で年金問題が取りざたされて、記録管理の徹底ができていなかったことを知りました。	ご本人様、一人ひとりの状況を聞き取り、個々の記録について調べ一本化出来るようにつとめた。 また、今後、複数番号を取得することの無いように窓口及び電話照会時にご理解いただけるように努力しています。 年金記録問題は重大な問題ではあるが、報道等で過度な不安をあおったような気がします。 昨今の不景気の中、国民年金の加入手続きや免除制度等、少しでも年金制度の周知が出来れ
5438	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存知あげません。		社会保険庁における業務管理やシステムの運営についての長い年月にわたる問題点とプロセスにより生じたものと認識しています。平成16年時知りました。	平成19年時の社会保険庁の「自ら点検する」方針にのっとり、当年度以降、窓口対応等に尽力しました。現時点でみた問題点として、職員全員が年金制度を熟知し、自信を持って対応できなかったことが挙げられます。
5439	地方庁	社会保険事務所長	なし	年金記録問題に係る各種の未処理事務については、未処理を減らすことに重点を置き過ぎると、また以前の国民年金の収納率アップにおける免除処理のように、処理率を上げることが目的になってしまうおそれがあるので(既に20年度受付を年内にとの指示に対してその不安があるのでは・・・と危惧される。)、じっくり正確な処理を心がけ、解決に向けて地道に取り組んでいく以外ないと思われる。	未統合の記録が5千万件も存在することは、19年6月のマスコミ報道で知り驚きだったが、長い歴史の中での積み重ねで起こったことであり、社会保険庁の職員のみでなく、被保険者本人、事業所の事務担当者、また法律の問題等すべてに責任がある問題だと認識している。	浮いた記録が少しでも早く正しく統合・整備されるよう、来客数の多い時期には窓口に立ったり、内部事務の未処理解消には毎日職員と一緒に事務処理に努めた。 なぜ、もっと以前(法律が施行された当初から)に、社会保険事務所の職員に記録の大切さ、重要さを認識させられなかったのか。それは、9年1月に基礎年金番号を付番した時期でも遅くは無かったのではと思う。 記録の整備を行ってから、「ねんきん特別便」が送付されていればここまでの混乱は起きなかったような気がする。
5440	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		厚生年金の場合、転職されるたびに年金手帳を必ず提示していただければ記録も漏れることなくつながるのですが、提示がない場合は新しく年金手帳が交付され、国民年金の年金手帳も含め何冊も手帳が交付されているケースが多くあったと思います。しかし当時の認識としては、手帳を何冊持っていても将来年金を請求される時までに年金手帳の番号をひとつにする手続きがされるか、または年金を請求する時点で、その方の保管されている年金手帳やご本人様から職歴をお聞きすることでもれなく記録を確認できるものと思っていましたので、今日のような年金記録問題になるとは思っていませんでした。 現在は氏名、生年月日が合致するとオンラインシステムですぐ分かりますが、紙台帳で管理して	当時は問題があるとは認識していませんでしたが、年金記録問題となった現時点で考えてみますと、年金記録を市町村の住民台帳のように個人の住所とともに登録し、日本全国どこに移動しても記録が分かるよう管理していればこのような大きな問題にはならなかったのではないかと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5441	地方庁	社会保険事務所課長級以上			基礎年金番号への他手帳番号未登録については、平成9年1月の基礎年金番号制度実施の時に厚生年金手帳番号重複発行者や旧姓での手帳番号保持者が多数いるだろうということは、考えられました。 この問題は、国民の皆様が将来、老齢年金裁定請求をされる際に過去の年金加入記録をご本人の申出により、オンライン等の記録を確認することにより、解決できるものであると認識していました。	国民の皆様が、今までの自分の年金記録を知りたい時にいつでもきちんと確認できるよう記録管理しなければいけなかったのだとわかり、国民の皆様の声を真摯に受け止め年金記録確認をしなければいけないという気持ちで対応しました。 資格取得時や氏名変更時などに、国民の皆様から適正な届出をいただけるよう、周知がしっかりできていなかったこと。届出をいただいた後、記録を登録する際に徹底した職員による確認が必要だったこと。将来、訂正できる機会があるだろうと楽観的に考えていたことなどが反省点とし
5442	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現行のやり方を続けるのが基本だと思うが、より早く調査結果を回答できるように、回答方法の簡素化やマニュアル化、人員配備を手厚くするなどの方策が必要だと思います。	年金記録の保存の不備、オンライン化の不正確さ、年金記録を本人に通知してこなかったこと、国民に対する年金教育不足(年金制度の複雑さ)の問題だと思います。 現在所属している部署に在籍し始めた、平成17年頃知ったと思います。	年金制度や記録について、お客様に丁寧に説明することしかできませんでした。 年金に対する意識の根底に、「老後のこと・・・」という、先延ばしの感覚があったように感じますが、それが目の前にある問題にすぐ対処するという姿勢にかけてしまったのではないかと思いま
5443	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	現在進めている方法で確実に解決していくしかないと思います。	年金業務に携わるものとして、とても重要な問題だと認識しています。知ったのは問題になってからです。	このような問題なので、通常業務以外の時間を使って対応せざるを得ないと思い対応しました。 重要な業務にもかかわらず、認識の甘さがあったと思います。
5444	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	世間一般に知られていない問題については無いので、意見は特にありません。	再取得時とか、年金請求で確認できればやむ得ないと思っていました。厚生年金は、被保険者によっては会社を変わった毎に、年金手帳をもらっている人がいるためいつ頃かと言われると、かなり前から疑問に思っていました。	戦歴を聞き取りしながら、事業所名、勤務期間、勤務場所が一致すれば年金番号の重複取消を行ってきました。複数年金番号もっている被保険者への広報不足や、記録整備の強化期間を設けたものの、認識不足で最後まできちんと取組みしなかったことだと思います。
5445	地方庁	その他(社会保険事務所)	同姓同名の人の記録で別人の記録が収録されているケースがありました。(当時の所長が調査済み)	過去記録に関しては被保険者台帳(もしくはマイクロフイルム)とWMの突合をするしかないと思います(膨大な数になるとは思いますが)。これからの記録に関しては、社会保険制度の周知(高校生や20歳未満の専門学校生・大学生を対象に)、厚生年金加入時の基礎年金番号の確認(申請書にて確認できなかった場合の年金手帳再交付や住所確認の徹底)をすれば大丈夫だと思います。	年金記録問題が公になるまでは、これがあたりまえで、年金受給前に審査班で一通り記録を調べれば特には問題ないと思っていました(番号が別々に存在することだけ認識していて、収録されていた手書の記録にこんなにまで誤りがあったとは思わなかったので)。H19.5頃の報道で事の重大さを認識した次第です。	マイクロフイルムを確認して補正をしていました。反省点としてはマイクロフイルムより機械に収録する時点で相互チェックが働いていなかった点が反省すべき点だと思います。あと、基礎年金番号導入が遅かったと思います。機械に収録する時点で同時に進めることができたのではないかと思います。
5446	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在の方法しか思い浮かびませんが、とにかく人員を投入して回答をすみやかにする必要があると思います。	社会保険職員の意識・認識の欠落により起こった問題であると思っています。 しかし、私が知ったのは記録確認をする立場にたった平成17年です。	お客様に対する対応については、誠心誠意お詫びを申し上げるとともに、記憶を呼び起こせるようにお話をし、注意深く関係書類を点検しました。 以前がお客さま本位でなかった事が最も悪い点だったと思います。
5447	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	年金の知識のある人を、大量に募集して短期間で解決の方向へ向かうべきだと思います。	私が年金相談をしていた時に、他の記録が誤って入っているかも知れないから、必ず戦歴照会をお客様と確認した上で相談をするよう言われていました。お客様と記録が合わない場合は、期間調査を提出していただきました。 ただ、当時の社会保険庁の話は、あくまで確認行為として記録確認をするように命じられていたもので、記録自体を疑うようなことは言われていませんでしたので、こんなに年金情報の誤りがあるとは思いませんでした。年金記録そのものが杜撰な管理体制であったことや、内容について不完全なものが多くあると知ったのは、一連の報道があってからでした。	対応については、知った時期が報道後でありますので、その後スタートした「ねんきん特別便」を休日出勤等で、お客様に早期回答すべく対応をしました。反省点としては、昭和61年の法改正の時に、記録の再チェックをすべきであったと思うし、平成9年の基礎年金番号導入の時にでも再チェックできたのではないかと思われ、転換期に慎重な対応があれば、これほど大変な状態にはならなかったのではないかと思います。
5448	地方庁	社会保険事務所課長級以上	年金記録改ざんがどのようなもので、関係諸法令に照らして社会保険事務所の職員がどうかかわり、係わった事実が不適正、不正であったかの認識は職員一人ひとりでことなると思う。私の認識では現所長他かなりの者が不適正か不正かは分かりませんが、他の職員の話ではこの事案を待って次の組織に移ると聞きました。	解明するなら何年前とかの制限を設けずに調査することが重要と思います。	特段の認識はありませんでした。	物事の本質にせまるには、現におきたことと背景の両面から検証しなければなりません。この問題はいくつかの観点からみるべきですが、一番おおきな事実は厚生年金保険法等関係法令がこの問題がおきないように改正されなかったことです。
5449	地方庁	その他(社会保険事務所)	今、問題になっていること以外は知らない。		紙台帳からコンピューターに記録を入力する際の入力誤りと点検不足によるものと認識している。また、昔は一人ひとつの番号という考えがなかったために、仕事に就くたびや、国民年金に加入するたびに手帳を作ってもらっていたことも記録問題がおこった原因と思われる。 業務課で期間照会を担当していたときに、このような誤りがあることを知りました。数年前。	期間照会を担当していたときは、1件でも多く記録を見つけるために調査を行った。 反省点としては、やはりコンピューターを導入したときに、社会保険庁が記録の入力誤りをきちんとチェックしなかったこと、その時にきちんとしておれば、このような大きな問題にはならなかったのではないかと思う。
5450	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	台帳と電子データの照合作業、及び本人様確認。	知ったのはマスコミで報道されてからです。年金制度の信用を揺るがす問題だと思います。	記録の適正な管理がなされていなかったことが反省点として挙げられると思います。社会保険職員として解決に尽力したいと考えています。
5451	地方庁	その他(社会保険事務局)	思い当たりません。	紙台帳のデータで、コンピュータに乗せられるものは乗せてゆき、機械的な照合を進めるべきですが、そうならないものについては、時間がかかっても人の目で1件1件地道に照合をすることになると思います。	昨年までは、直接年金給付に関わったことがなかったので、年金請求時に本人から聞き取り調査等を十分行えば記録は整備されてゆき、年金加入期間に漏れ等が発生することはほとんどないと思っていました。 マスコミ等で「浮いた記録や消えた記録」取りざたされるようになってから大変なことだと認識しました。	国年記録の補正処理等のマイクロからオンラインにデータの移行を行った際の入力誤りの点検等に参加して、記録整備のための確認作業等に参加しました。また、現在老齢年金の審査を行っていますので、審査の際には氏名索引等を必ず行い、本人が忘れていたり、申告していない記録の掘り起こしを積極的に行って記録の漏れを発生させないようにしています。 反省点としては、紙台帳からの電算入力に際して確認が不十分だったこと、年金手帳は一人につき1冊ということが法律の変遷の中でできなかったこと、紙台帳が廃棄されていて確認する資料が限られていることが考えられます。
5452	地方庁	その他(社会保険事務局)		記録の回答などの事務的な作業にも多くの人員が必要と思われますが、現場の事務所で年金相談等に携わる人員をもっと増員していただけたらと思います。 お客様ひとりひとりにに対して十分時間をとり、わかりやすく丁寧に説明するという基本的なことをしていくことにより、少しずつ信頼が回復できるのではないかと思っています。	事務所で年金相談等に携わっていたときは、基礎年金番号に統合されていない番号や記録等があれば、お客様に確認し、絶対にもれのないように気をつけていました。今回の問題を知り、職場全体の職員がまず問題意識をもち、解決に向けて取り組みをしていかないと、お客様の信頼は回復できないと思いました。 ウインドマシンに登録されていないような記録が存在するなどの今回の問題については、報道等により初めて知りました。	現在は事務局勤務のため、年金相談等の接客はあまりないのですが、電話で回答したりする場合は、お客様にわかりやすく丁寧にご説明することを心がけています。今回の問題について、お叱りをうけたりすることもありますが、職員全員が問題解決に向けて取り組みをしていることをお分かりいただけるよう、ご説明するようにしています。 このような問題が発生した時点で、早めに対応していれば、作業にかかる時間等も削減できたのではないかと思います。
5453	本庁	その他(本庁)	特になし	集中的に予算・人員を投入し、速やかな解決を図ることが、信頼回復につながるものと考えます。	平成14年4月に、大阪事務局に採用となりましたが、年金記録を管理しているという認識が職員の中で低かったのではないかと思いました。	当時は、まだ年金問題がここまでクローズアップしておらず、一係員また総務課員でしたので、特になにもできませんでした。 この地点で、このような問題があったことを認識している職員は、いたものと考えられることから、地方と本庁との閉鎖的な組織が原因であったと考えます。
5454	地方庁	その他(社会保険事務所)		いまだに未統合の厚生年金記録はインターネット等を利用し、事業所名・所在地・加入期間を公表し、申し出いただき氏名・生年月日と突合していく方法。 未統合の厚生年金記録の事業所が現存していれば照会し、本人と連絡がとれる状況にあれば、通知や連絡依頼等により一件ずつ統合をしていく方法。	国民ひとりひとりの重要な記録であり正確に管理がなされていなかったことは重大なことであり、管理方法や認識のあまさがあった、当然早急に解決すべきことであると認識。 話題に取り上げられるようになり問題認識した。	お客様へは、この間のお詫びと親切・丁寧に迅速な対応を、内部での事務処理にあたっては、可能な限り知恵・経験を生かし工夫し解決にあたる。 コンピューターのない時代の記録管理は難しいことではあったと思うが、記録や届書は永久に保存管理すべきであり、今後もそうあるべき。また、住所管理と記録の通知は必要であった。
5455	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	記録問題の解決は、時間と労力が膨大にかかることを理解してもらい、これまでのような、特別便、黄色便、茶色便、定期便など短期間にの間に次々に通知を送付し、現場を混乱させるような方策はやめ、着実に問題解決をすすめる 方策をとるべきと考えます。	一人で、複数の年金番号を有している人が多くいることは、この職場で働き始めたときから、認識していました。ただ、最終的には、年金を請求する際に、すべての記録がまとめられるはずと思い、重大な問題とは認識していませんでした。	統合処理を後回しにしてしまったことが反省すべき点である考えます。
5456	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	拠出保険である以上、お客様からの申し立てを無条件で認めることはできないと思われるが、そもそも年金保険者としての我々の責務が十分果たせていなかったことが、今般の年金記録問題の原因であることから、お客様に不利益を与えることは好ましくないと考えます。 ついては、一定条件に該当した場合は、被保険者記録を認めるといった取扱いも必要と考えます。	基礎年金番号が導入される以前から、同じ制度内でも複数の年金手帳番号を持っている方が存在していた。 また、基礎年金番号導入時についても、導入時に加入していた年金手帳番号を基礎年金番号としたため、それ以前に加入していた他制度の年金手帳番号等は基礎年金番号に統合されずに残ったままであった。	資格取得時に新規に番号を払出す際には、ご本人に職歴を確認する等により重複払出しの防止に努めた。 しかしながら、総体的には、年金請求時にご本人からの職歴等の申出により記録を整備すれば良いという考えがあったと思われる。
5457	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくにありません。	まず、短期で解決できる問題ではないことは明白です。 地道に調査していくしかないと思っています。 現場レベルとしては、マンパワーで押し切るしかないと思っています。現状の人数で対応しきれていないと思いますので。	以前より、資格照会をやったときなどに、後々問題になりそうとは思っていました。ただ、その当時は、今のような機械管理でなかった時代のものですので仕方ないと思ってはいました。	自分ひとりで対応できる問題ではないと思います。 反省点としては、さきにも述べたように短期で解決できるものではありませんので、国民全員にいっぺんに特別便を送付するなどはよくなかったと思います。 ある程度長期にわたり、段階的(年齢毎)に送付したうえで調査するなどを行ったほうがよかったと思います。 また、政治に振り回されっぱなしでやっている感があります。
5458	地方庁	その他(社会保険事務所)	払い出し簿調査等により氏名、生年月日が入力されオンライン上検索可能となったが、すべての記録が確認できるわけではない。まだまだ、カセット記録のままのものが多々あり、記録の確認にかなりの時間がかかっている。	業務センターで持っているカセット記録をすべて、オンラインで確認できるよう、カセットオープンする。	年金請求の際に、過去の職歴を確認して、記録の整理をしていたので、特に認識はしていなかった。ただ、原則一人の人にひとつの年金番号であるはずが、何個も年金番号をもっている人がいました。	基礎年金番号を導入した際に、過去の年金の加入記録を完全にした上で、付番すべきだったと思います。最初にもらった年金手帳を必ずなくさないで下さいと話していました。
5459	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	すでに始まっているとは思いますが、年金記録問題だけに対応する職員の数を増やし、その業務の内容を充実させていく必要があると思います。 期間調査の申出をされている方に対しては少しでも早く回答を行い、また年金記録の漏れが判明し、再裁定の申出をされている方についてはすみやかに年金額を改定していくことが重要であると思います。	平成19年6月頃の新聞報道によってこの年金記録問題が大きな問題となっていることを知りました。翌年の4月に事務局から事務所に移動になり直接、窓口などで応対をすることになってから身近な問題として感じるようになりました。今まで信頼回復のためにいろいろと行なってきたことが、すべて無駄になってしまったと思いました。	ねんきん特別便の窓口対応の際には1件、1件丁寧に対応を行い、 申出のあった期間について窓口で可能な限り調べ、どうしても分からなかったものについては期間調査の申出をとるように心がけました。 過去のずさんな記録管理によって生じた問題であると思います。 今後このような問題が発生しないようにしっかりと確認を行いこれ以上、この問題を拡大させないようにしていかなければならないと思います。
5460	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません	すべての年金記録を特定するのは死亡者や自らの戦歴を忘れているかたも多数いるので、全面解決はかなり困難だと思います。しかしながら、問題が報道で取り上げられたことにより、ある一定は成果はあがるとは思います。長期給付という性格上、義務教育中からの周知をしていき長い目で解決をしていくしかないと思います。	基礎年金番号ができるまでの手番が多数存在することは、厚生年金・国民年金資格取得等の処理時に認識していましたが、年金請求を行う時点で確認できるものと考えていました。 オンライン上にすべての手番が収録されているものと思っておりましたので、報道により事実を知りました。	各年金の資格取得処理時には、検索等で特定を行うよう事業所や市町村担当者に確認を依頼してきる限り、記録を正常なものにしておりました。 しかし、市町村窓口の切り離しや事業所担当者への周知不足などで年金記録の接触機会にチャンスを逃していると思います。
5461	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし。	記録のお知らせは、お送りしているので、次に、被保険者又は被保険者であった者に年金記録がどのように記録していたかを説明し、どのような時に記録もれが発生しやすいかご理解いただき、もれや間違いについて申請いただく。 現在、職員全員で、記録補正に取り組んでいるので、時間がかかることをご理解いただく。	記録が、すべて正しい方ばかりではないので、年金請求時に時間をいただき、制度説明の他に記録の漏れをよく見ていただき、調査及び決定し、整備をすれば、足りると思ってました。	お客様とお話をさせていただく際に時間をいただき、制度説明の他に記録の漏れをよく見ていただき、調査及び決定をしてきました。 また、その際に不備があれば訂正をしたいました。
5462	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	・カセットが閉いていない記録がまだ相当数あるとおもわれる。	・業務センターにおいて、すべて開いて名寄せ等を行う。	・ここまで記録がしっかり管理されていなかったとは思わなかった。一人で手帳を何冊ももっている人はたくさんいるのはわかっていたが、年金請求時にきちんと整理できると考えていた。	・過去に行われた事故リストの処理をもっと徹底していればもうすこし違っていたかもしれない。
5463	地方庁	その他(社会保険事務局)			未統合の記録が多数存在することは採用当時(平成14年)から知っていたが、基本的には裁定請求時に統合するため、またこれほど多くの記録が宙に浮いているとはわからなかったため、さほど重要な問題ではないと認識していた。	記録管理の重要性についての認識が不足していたことを反省し、本人申立ての記録調査に尽力することはもちろん、書類審査や接客の際などにも常に記録統合の機会を捉えるよう注意し、ひとつでも多く未統合記録を減らしていきたいと考えている。
5464	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。		2年前くらいから、浮いた年金記録の問題が取り上げられるようになり、社会保険庁が総力を挙げて解決しなければいけない問題だと思った。	ねんきん特別便で照会があった内容について調査をし、浮いた年金記録を統合していった。 反省点は特にありません。今までのずさんな管理がもたらした当然の報いだと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5465	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	カット合算の誤処理(報酬合算を行っていないものがある)	カット合算表示のある記録の台帳照合と訂正	昭和60年4月年金を決定するにあたり 社会保険事務所へ照会することなしに決定できた 裁定請求書は1件もなかった。	管轄の事務所に照会し、正しい記録で裁定した。 反省点としては 記録進達とその収録に関して、 きちんと監査されたことがないのでは？
5466	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	これ以外のことについては、承知しておりません。	「ねんきん特別便」回答票に対する回答書の作成、フォローアップ照会等業務に携わっている中で、私自身が考えるに、この事象はある意味、問題解決への糸口を頂いたとの思いから、限りなく時間をかけて対応する必要があります。 特に、フォローアップ照会では、相手が死亡していたり、高齢で記憶がなかったり、近親者がいなかったりで、本人記録へたどり着くまでに相当時間はかかるものの、私の経験では、相手と会話をしていく中で、見出せるものは必ずや出てくると思われます。 照会時において、名寄せパターン1A，2Aの中にも、相手がじれて、自分の記録で無いと言い切ったケースが多々あり、やはり、電話での対応には限界を感じています。 マンパワーをかけた戸別訪問による調査が、時間はかかるものの、一番の方策と考えます。	オンライン記録に基礎年金番号に統合されていない、名無しの記録が存在していたことは認識していました。 被保険者が、年金請求時に職歴を完璧に書かなければ、宙に浮いてしまったと思います。 当県は、裁定請求時に、基礎年金番号を中心に審査しておりましたが、ある程度、こまめに名寄せを行い、職歴についてヒントを出し対応してきましたが、名無し記録では、被保険者が職歴を書いてこなければ、宙に浮いてしまいます。	基礎年金番号に被保険者個々のすべての記録が統合されていることを前提に、裁定請求を受付していながら、基礎年金番号導入後、記録が統合されていない手番が数多くあることはわかっていました。 平成9年の基礎年金番号導入時において広報不足であったこと、また、被保険者のほうから手番を登録してもらう手法であったことなど、記録を管理している保険者として不親切であったと認識しております。
5467	本庁	その他(本庁)				
5468	本庁	その他(社会保険事務所)				
5469	地方庁	その他(社会保険事務所)	無し	ある程度人員を確保して、判明にあたるのがよいと思われます。	判明には時間がかかると思う。 平成19年	入力業務上、正確に入力した。 記録を調べるにはかなりの時間を要するので、思い切った対策が必要と思います。
5470	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	現在行っているように、地道に1件づつ確認・統合していくしかないと考える。	基礎番号導入時、58歳、請求時にそれぞれ他手番があるか確認している。 最悪請求時に確認できればいいし、それでも出てこない記録はどうしようもないといわれ、自分もそういう認識だった。 また請求時に事務所で記録確認をせずに請求書を郵送で出してきたり、いくつも手帳(被保険者証)をつくって全部捨てたというような話は、本人にも問題があると思っていた。 報道で5000万件の話が出てきたとき、ほとんど60歳未満の未統合記録と思っていたが、既裁定者の記録も相当あると知って驚いた。	来所者、請求者に対し可能な限り記録を見つけ統合しようと努めた。 氏名、生年月日が変わったことはないか、住所歴は、また適用課のときは取得時に基礎番未記入で出してきていた事業所にも問い合わせ等で確認し、できるだけ新番払い出しを抑えた。 これまでの年金記録は番号で管理されてきた。氏名、生年月日で調べればすぐ出てくるという一般的な認識とはギャップがあったと思う。 また年金事業の運営に当たって、国・地方・その他共済などの役割分担を明確にしないまま制度の一元化を目指したことも傷を大きくしたと思う。 そして制度が複雑である。どのような時どこで何をしなければならないか、実務経験者でもなければ戸惑って当然と思う。例えば私が今携わっている年金給付部門の話でいえば、加給年金は所得・生計関係を確認しなければならないが、事務が煩雑になるうえ単身者・共働きの増加により過払いや逆にもらえないケースがかなりある。満了者に定額加算するといった工夫をすればこうしたトラブルをさけ、事務・制度の分かりやすさに、そしてそれは信頼回復につながるのではないか。 最後に、機構に残る方、これから入る方の待遇改善に努めていただきたい。未熟な者がいい加
5471	地方庁	その他(社会保険事務局)	「世間一般」の基準が不明確なため答え難いご質問です。 (「世間一般」といってもただ人から聞いただけの方、報道を見てうろ覚えの印象を抱いている方、説明を受けても良く分からないとおっしゃる方、「自分なりに調べた」とおっしゃる方と様々です。具体例をあげていただくようにお願いいたします) それでもあげるとするなら、 本庁と現場レベルの意識・認識・情報の乖離。 これに尽きると思います。 窓口業務では、「正しい説明」「正しい表現」が無力なことが、残念ながら往々にして存在するのです。 「話せば分かっていただける」方々ばかりではありません。 それはお客様だけでなく、協力を求めている社会保険労務士の方々、市区町村も同様です。 またマニュアルやQ&Aの配布が遅すぎ、追加や訂正も多すぎます。 そしてその頻繁な訂正と追加を「通知したので確認してください」で済ませる、全体的に「現場無視」の風潮が存在することは誰にも否定できないことであると思います。 これにより、現場レベル・本庁それぞれで様々な問題が発生し、混乱を呼んでいると考えます。	①本庁の方々(来年からはブロック本部)はせめて1年単位で、「人口の多い都道府県で」(つまり来客数が多いところで)、事務所の年金相談担当として窓口に立つべきだと考えます。 ②業務システムが煩雑に過ぎます。 相当な癖があるWM、個別に作成するよう指導されているため使いづらい受付・進捗管理システムなど、ヒューマンエラーをあえて増加させるようなやり方ばかりしているとしか思えません。 (「実際の事務・対応」を想定して組まれていないシステムであるということを日々痛感しています) この本来業務を支援すべきシステムが業務の足を引っ張っている現在の状態を、早急に改善すべきであると考えます。 (その種の提案・問題提起は電子掲示板でも再三繰り返されていますが、何の反応もありません。) 「信頼回復に向けて全力で取り組む」といったような精神論を提案しただけでは、問題の解決など絶対に行えるはずがありません。 (「個人の資質の問題」として矮小化されてしまうのであれば、そもそも解決しようとしていないとしか思えません)	様々な要因が複雑に絡み合って出来上がった結果だと認識していました。 事務所職員・市区町村・本庁職員・委託業者、事業主の方々、お客様ご自身、それぞれに要因が存在し、それが状況によって様々に変化しているものであり、一概に言えるものではないということ。 そして、それは制度や実務にある程度触れていなければ理解できないものであるということ。 私たち側だけが原因であるとは言えないにせよ、決して無謬ではないということ。 制度や手続きの正確な周知徹底を図ってこなかったことや分かりやすく伝える努力が足りないことは、過去から現在まで言われている問題点です。 認識したのは、就職後3ヶ月程度経ち、ある程度業務を理解してからであったと記憶しています。	窓口や電話対応の際、出来得る限りの制度説明を行い、また「年金制度の歴史」という制度説明用紙を作成し、お客様にお渡ししたりするなど問題がどうして発生しているのかということをなるべく公平な目で理解していただくよう努めました。 また、記録照会などの業務についても市区町村担当者と連絡を取り合い、精度の高い調査を行うよう努力しました。 足りない点があったとすれば、ストレスで耳が聞こえなくなるなどのトラブルがあり、こなす業務量が体調が万全なときよりも減少してしまった点です。 また、個人の力では及ぶ範囲が限られていることを日々感じ、無力感に苛まれた為モチベーションが下がってしまったという精神的な要因が業務効率を下げていることを実感しています。
5472	地方庁	社会保険事務所課長級以上			個人の記録が、一目瞭然でわからなかったことが、国民(お客様)の不満を買った。	国民年金と厚生年金の番号で別々に個人の記録が登録されていること、また旧姓の時代は旧姓で登録されている等説明した。 平成9年から基礎年金番号導入により、それ以後は国民年金・厚生年金の記録については、正確な記録となってきた。
5473	地方庁	社会保険事務所長	これまでの報道等で知り得た以外は承知していない。	本人との連絡、確認等が取れないものは市区町村からの更なる協力を得て解明を図るべきと考える。	当初は事務処理の確認ミス、入力処理誤りがほとんどという認識であったが、平成19年頃から年金記録の補正等の支援に携わりながら、このような記録問題の存在を知った。	年金記録の補正に順次携わっていく中で、さまざまな記録問題が発生し、年金記録問題を第一優先課題として、職員の意識改革等を図りつつ、全所体制で取り組み対応を図ってきた。 反省点としては、職員の仕事に取り組む意識の問題、モラルの欠如、職員団体の関係等が挙げられる。
5474	地方庁	その他(社会保険事務所)			「いつ頃か」 平成19年又以降 「どのような問題か」 ①手帳記号番号の基礎年金番号への収録がすすんでいないこと ②旧台帳の確認 ③紙台帳とWMの記録相違	「どのような対応をしたか」 ・窓口や電話対応において、お客様が納得できる様に、丁寧かつ分かりやすい説明をこころがける。そのために、まずできる限り多くの知識・情報を身につける。 ・お客様にとっては年金記録は生活につながる重要な問題であるため、できる限り迅速な調査・回答をする。 「反省点」 ・年金制度が複雑すぎるということ。年金制度を熟知するにはかなりの経験年数を要するが、研修だけでは現場の即戦力とはならない事。 ・各制度の年金記録の情報交換をはやく進めてほしい。 ・そして何より人員の不足。業務量は確実に増えているのに、人員が減っているため、ひとりに課される責任が重圧化している。組織・制度が改善されてもそれを動かす人員が不足していれば十分機能しないのではないか。
5475	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。	初めて年金給付課に配属された平成6年以降、年金裁定請求にかかる相談等において、年金番号の不統合の多さに驚き、職歴確認を行う作業に苦心することが多く問題だと感じた。	年金相談を受ける際はもちろん、その他の相談で本人との面談時においても職歴等の確認をいただく様心掛けてきた。 すでに報道等で指摘されているとおり、記録管理が不十分過ぎたことが反省点であると考える。
5476	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	相当以前にあっていたことと想像しますが、事業所への就職の際、何らかの理由から、ご本人自らが、偽の履歴(偽名や偽の生年月日(偽の年齢))を申告し、事業主もその偽の申告を信用し(偽の申告に基づき)、厚生年金保険の加入手続を行い、新規に年金手帳番号を取得していたということを聞いたことがあります。(その後の、転職時や年金裁定請求時に、年金手帳番号の重複取消の手続を申し出られ、氏名・生年月日が異なる年金手帳を複数所持していることから、職員が聴き取りを行った結果、判明したものだと思います。) 上記のような事象により、加入期間が統合出来ていない、または、持ち主を調査することが不可能な年金記録が存在するのではないかと思います。	本当の氏名・生年月日と全く異なるケースだと、加入記録の真の持ち主を調査することは困難だと思われますので、当該記録を公表のうえ、持ち主であると申し出られた方から、事実確認を聴取するしかないと考えます。 氏名の一部や、生年月日の生まれ年のみが偽の場合もあると思いますので、名寄せ機能や生年月日検索機能を向上させ、当該記録の持ち主である可能性が高い方全員に照会を行い、矛盾しない回答を行った方を探し出すことも出来るのではないかと考えます。	厚生年金保険の資格取得や喪失など記録作成は、事業主またはご本人の申告のみに基づき行われているシステムであり、客観的な検証が出来ないほか、場合によっては、加入者ご本人ですら事実確認が出来づらいシステムであると感じました。 このことは、昭和62年の採用当時(業務課に勤務していた頃)、各種調査や手続時に、資格取得年月日と採用年月日(または、資格喪失年月日と退職年月日)が相違していたことが判明したことがあったからです。 また、健康保険任意継続加入手続時に保険料額を説明する際、ご本人が保険料が高いことから、「自分はそのように高額な給与は受取っていない。」と言われたりしたからです。 このように、事業所からの手続内容と、ご本人の認識に差がある場合も多くあり、事業所及び加入者や社会保険庁が、年金加入記録の精度を高める努力や検証を図っていない。 将来、年金の裁定請求を行う際には、ご本人はすでに高齢で、過去の記憶が曖昧になっており、社会保険庁が管理する年金記録を、後になって検証することは現実的には不可能ではないかと認識していました。	相談対応を行ったお客様に限ってのことですが、年金手帳には、資格取得・喪失年月日などを記入する欄が設けてあるので活用することを伝えていました。 せめて、資格取得時と資格喪失時は、加入者本人あて通知書などを送付すればよかったのではないかと思います(生保などは、後日、証書が送付されるほか、定期的に契約内容通知書などが送付されてくる。)
5477	地方庁	その他(社会保険事務所)	まだ、この業務に関わって間も無い為、わからない。	対象になる多くの方々は、年齢の問題により早急な対応が要求されるので、まずは経験の豊富な職員によって対応できる様に、配慮する。	謝金として、昨年又からこの問題にじかに触れる事で多くを知ったが、対応する人の数と質が不足していると感じた。	職員の指示に従い、正確さを特に心がけた。任用職員に自身がなってからは、業務に対する知識不足が反省点として挙げられる。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5478	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成14年頃国民年金課で、被保険者の方から相談を受けたとき、オンライン上の記録で氏名が入力されてなかったり、納付記録が間違っている記録があることを知った。当時始めて年金の仕事をしたため、先輩にあってもらったりもしていたが、もしかしたら、間違った記録と気づかずに回答したこともあるかも知れない。また、年金を請求するときに記録が正しくなっていれば良いという考え方が職場にあったので、そういうものなんだと考えていた。	その都度、マイクロフィルムを調べたりして、正しい記録に直していた。できることなら、すべてのマイクロフィルムとオンラインの突合せをして記録補正をしたかったが、日々の業務に追われてそのままになってしまった。オンライン化されたときに、完璧にとはいかないまでも、もう少し丁寧に入力処理されていれば、ここまで大きな問題にならなかったのではないかと思う。
5479	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にございませんが逆に質問として歴史的背景から炭鉱・港湾河川道路土木作業の朝鮮人等に対する強制労働に従事させられた労働者の年金記録はあるのか、また、加入していたことが判明した場合どのようなに本人特定のうえ連絡し解決するのでしょうか。(偽名・年齢詐称・違法就労等も同様です。)	大別すると3つの問題に分けられます。 1、事業所及び職員が関与している疑いがある虚偽届出によるもの 2、紙台帳の記載誤り及びシステムデータ管理への切替誤りによるもの 3、国民年金保険料の窓取等による納付済み未登録によるもの (厚生年金保険脱退手当金の事業所届による退職金逓い及び事業所担当者の窓取も含む) 解決方法 ①今後発生させないためにも年金給付システム(現行レガシーシステム)及び年金記録管理システムの刷新。 ②持てる旧台帳のオンライン化及びマイクロ台帳の再システム突合。 ③国民一人ひとりへの対応のことから 事業所が加入していない 事業所が掛けていない 納めていたと勘違いしていた等保有している年金記録管理以外の申し出に対する判断。ある一定程度での政治的判断は必要と思われる。	厚生年金保険及び国民年金記録のオンライン記録に登録誤りがあることは、その担当時期ごとに知っていましたしその都度、訂正し、特に年金受給時に正しい記録にし年金裁定していました。 システム的に再点検ができないかの話は当然していましたが莫大な費用が必要なことから予算が付かない等見送られてきたものと思われます。 昭和60年の年金改正や時代が進みコンピュータが優秀になって基礎年金番号制が導入され、年金手帳の乱発が防止されるなど年金記録の確認作業が平成9年よりようやくできるようになったと思っています。昭和60年以前は、厚生年金、国民年金は別々に支給されており、また、厚生年金記録には。事業所の記録はあるものの個人の住所すら管理することもできなかった時代です。 年金給付課に配属された平成5年に記載誤りや切替誤り等あることを初めて知りました。虚偽届については、最近の報道により知った次第です。	①法令順守により事務処理要領やマニュアルを出げることは末端の事務屋では、あってはならないことです。年金裁定時に本人が記載していない勤務先を調査の結果みつけても事業所名がわからない請求者には訂正することもできないことになっていました。(申請主義) ②厚生年金保険の旧台帳には住所の記載もありませんでした。 ③健康保険とセット加入であることから保険証を早く使用したい人や年金手帳をなくした人等の場合、新規に年金手帳を払い出し、何冊もの年金手帳を持っている被保険者がいました。重複した年金手帳の取消処理を後回しにしていたこと。 ④厚生年金保険は事業所へ届出義務を課し、事業所立ち入り調査が人員的に不十分であったこと。 ⑤5人以上の法人事業所が強制加入であったが未加入調査が不十分であったこと。 ⑥紙台帳からシステム化した際に2重チェックがなかったこと ⑦強制だ強制だと加入縄和策がなく、資本金がなくても法人であることを理由に強制加入になったままであること。 等々 末端の事務所職員として与えられた業務は正確に実施していましたがそれをよりよいものに作り変える意識が低かったのではないかと反省します。言っても予算が使いないこと夢のようなことと言われるままだったと思います。年金改正の10年遅れ、合理化の遅れが私にはどうすることも
5480	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません。	一件、一件の確認を行うことしかない。	大変、大きな問題であると認識した。年金記録問題を知ったのは、新聞等の報道により知った。	件数が多いため、職員が一丸となって確認作業をする必要を感じた。社会保険庁の幹部職員が、もっと早く状況を把握して、対応をしていれば、今回のような問題とはならなかったと思いま
5481	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	記録確認作業を迅速に行うため、土日を含め24時間業務が行える環境を整備することが必要と考えます。	平成19年以降、年金制度に対する国民の信頼を取り戻さなければならない重要課題であると認識していました。	年金記録確認作業を積極的に行いました。 反省点。、一人の者に複数の年金番号が払い出されてしまうことに問題があるのではないでしょうか。
5482	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にないと思っております。	時間をかければ結論が出る記録問題なのかそうでないのかを区別し、そうでないものは現状の情報開示を広く行い解決案を募ることも一つの方法かと思います。	平成18年4月に採用となり、例えば、未統合の手番が数多く存在していることについても「特に問題はない」というのが職員の共通した認識であるように感じました。 なにが問題なのかという危機管理意識が低下していたことが問題であったと思います。	「1件ずつ着実に対応していくしかない」という上司の方針に従いました。対応方法としてはこれしかないと思いますが、取り組んだ時点では遅すぎたような気がします。
5483	本庁	その他(本庁)	なし		重大な問題であるという認識。新聞報道ではじめて知った。	日々の業務に精一杯取り組んだ。やれるだけのことはやったので、現時点で反省点は思い浮かばない。
5484	地方庁	その他(社会保険事務所)			過去から抱えている、年金記録の管理の問題と思っています。 平成6年以降の健康保険、厚生年金保険の資格補正処理を担当した時期からです。	当時の資格補正では、明確な本人確認がなされない場合の記録は不確定のものと判断し、記録の統合を行わないと定められておりました。その基準で作業を行っております。 厚生年金記録の管理方法を事業所単位に行われることになったことが、被保険者の年金記録を分断し、後年捜索しなければならない原因となったと思います。 国民年金のように、被保険者の記録に厚生年金の記録を登録するように行っておれば、このような問題が発生しなかったと思います。
5485	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	つい最近極短期間の申立てについては記録訂正を認めるかのような報道がなされましたが、非常に大きな問題を抱えていると思います。こういう報道が大きく報じられ、また法改正が行われると納めていなくても言わなきゃ損という風潮になっていってしまうと思います。 性善説により人は悪いことは言わないから記録訂正を認めようと思われたかもしれませんが、日本人の本質としては「赤信号皆で渡れば怖くない。」だと思います。 ねんきん特別便、ねんきん定期便等で多くの方と接してきましたが、納めていないはずなのに(納めることのできない期間であるにも関わらず)平然と納めたはずと申立てる方を数多くみてきました。 今般の年金記録問題については、確かに杜撰な記録管理が問題であると考えます。しかし、その当時としては当時の担当者が間違いが起きないよう最善の方法で記録管理を行っていたと思います。 本人からの申立てにより過去の記録(マイクロ等)を確認すると間違って登録されている記録が少なからず見受けられます。だからといって全て認めるというのは拙速なやりかたであると思います。過去に社会保険庁が行ってきたやり方は全て間違いであった、だから全て認めますという	平成8年12月以前は一人の方に複数の年金番号があっても不思議ではありませんでしたから年金記録を特に意識することはありませんでした。ただし、平成9年1月以降基礎年金番号が導入されてからは一人一つの年金番号に統合すべきものであることを意識して業務遂行していました。例えば、国民年金第一号被保険者で国民年金保険料が未納となっている者を個別に納付勧奨をする際に、国民年金第一号被保険者期間に空白の期間があれば厚生年金保険に加入されていなかったかを確認し、未統合の記録があれば記録統合に努め、今で言う消えた年金とはならないよう注意していました。未統合の記録があるということは基礎年金番号導入後は少なからずあるとは思っていましたが、マイクロ化されていない旧台帳の存在については一連の報道があるまでは知りえませんでした。	ねんきん特別便が送付されだしてからは、窓口来訪者に対し真摯に対応し記録判明に努めました。 現場で勤務する職員としては、申出があった方に対しきめ細かに対応するしか方法はありません。 社会保険庁という組織としての反省点については考えようもありません。ただ、一職員としては、自分が勤務している組織が全てにおいて杜撰な対応をしていたとは思いたくありません。
5486	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	—	(前段)年金制度とその運用方法及び組織や職員の意識から起因する問題との認識 (後段)在籍前の平成19年当時、報道等を通じて知りました。	(前段)制度や運用上の仕組みを踏まえて、解決に資するよう統計的観点から問題点を把握 (後段)記録問題の認識を職員が持ちながら制度的、組織的、システム的な改善が図れなかった点
5487	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に、ありません。	地道に時間をかけて、取り組んでいくしかないと思います。 年金記録については、たくさんの知識が必要なので、中途半端なアルバイト・パート職員に頼ることのないようにしなければならないと思います。	古い記録については、東京で、当然のこと、厳重にまた責任を持って保管管理していると思っていましたので、特に、今日的な記録問題に発展するとは考えてもいませんでした。	被保険者や受給者には、精神誠意対応してきましたし、これからも同じです。 とにかく、一人ひとりに、丁寧に対応していくだけです。 私個人に非があるのであれば反省もしますが、この問題は、政治とか国家としての対応に、もっとも大きな問題を抱えていると思います。 一職員としては、今ある国民の年金に対する不信感を一日でも早く解消すべく全力投球するしかありません。
5488	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に存じていない。	これまで確認をされていない方、特に被保険者に対して、ねんきん定期便を活用し、接触をすすめる。また、すでに亡くなった方に関しても記録解明を進めていく。	この仕事をはじめてから1年くらいで記録問題が発生したため、年金業務に関して常に頭におかなければならない問題であると認識している。 問題にかんしては、報道および仕事上での連絡で知った。	上司からの指示により、記録問題に関する業務に従事した。この問題については、今まで裁定請求時以外にあまり記録を確認する機会がなかったことが反省点として挙げられると考える。
5489	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		お客様の大切な記録がないということは大変重大な問題と認識しております。このような問題が存在することがわかったのは、マスコミ報道で初めてしりました。	お客様が納付したにもかかわらず、記録がないということは大変なことなので、申立期間について真摯にお聞きし徹底的に調べるしかないと思います。なぜ、昔の記録管理がこんなに煩雑なのかという疑問もありますので、当時の方にお聞きしたいです。昭和初期の管理が紙ベースだったことも問題点の一つと考えられます。
5490	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員協力のもと地道に1件1件処理していくしかないと思います。	最初は新聞等の報道で知ったかと思いますが、正直、オンラインに登録されていない記録があるなんて想像もしておりませんでした。 しかし、事実ならば確実に本人の年金に結びつくよう、職員団結して頑張っていかなければと認識しておりました。	徴収課収納業務で年金記録とは関係しない係におりましたので、窓口支援・旧台帳の電話かけ等、出来る範囲で支援しましたが、決算報告・健保協会への事務移行等、日々業務と並行しての支援でしたので、十分とは言えなかったと思います。
5491	地方庁	その他(社会保険事務局)			新規採用になった際、業務課(適用)にいたため、未統合の手番が存在していることは知っていた。そのため、添付された年金手帳に記載された手番で未統合のものや、本人確認が取れた手番については、その都度統合処理を業務の中で行っていた。当時は、年金請求の際にも最終的に記録確認を行っているため、それほど大きな問題とは捉えていなかった。 その後、マスコミ報道がされるにつれ、実際には現受給者の方にも記録確認漏れが存在していることがわかり、改めてしっかりと確認・解決していかなければならない問題だと認識した。	とりあえず自分ができることは、電話・窓口での応対に努めることであるため、積極的に応対を行った。 反省点として挙げられることは、当時の事務処理誤り(氏名・生年月日の収録誤り、還付漏れ等)や職員の責任感の希薄さもあると思うが、自分も含め、基礎年金番号制度が確立されて以降、未統合の手番が存在していることをそれほど大きな問題として捉えておらず、組織として順次確認・統合作業を進めてこなかったことだと思われる。
5492	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくにありません。	現在行っている年金特別便や定期便のように、国民の皆様に積極的に年金記録を確認してもらい、相違している場合にはそのつど訂正する。また、基礎年金番号に統合されていない記録や年金受給に結びついていない記録についても、国のほうから積極的に本人照会するなどして一件ずつ地道に解決していく。	消えた記録問題については、3年位前に報道がされてから知りました。また、宙に浮いた記録問題については、私が採用された平成9年に導入された基礎年金番号に統合されていないだけとの認識で年金受給時までに統合されていれば問題ないと考えていました。	特別便や定期便がなかった頃は自分から資格照会をしない限り、年金請求時にはじめて記録確認するケースが多いため、記録が漏れてしまうことがあります。基礎年金番号が導入されてからは、生涯同じ番号となったことから、厚生年金、国民年金の加入時にしっかりとつないでいくことが重要となります。私は適用課配属時に取得届受付時に基礎年金番号記入漏れの場合、新規の番号を出さないように会社や本人にできる限り照会してきました。その際にこのことが重要なことだという認識が高くないように思われました。もっと国民の皆様に年金記録について、伝えるこ
5493	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません	各県単位に、社会保険の現役、OBからなる年金記録問題を専門に扱う部署を設けて解決に当たることが必要。社会保険事務所(事務局)での対応では、PTを設けたとしても通常業務を抱えての対応であり、記録問題が解決したとしても、通常業務の結果が、将来の年金制度に大きな影響を及ぼす。	年金記録を管理していく上でのキーとなる番号を1人が複数持てる仕組みが年金記録問題(消えた年金)の基ではないかと思っている。これには、社会構造の変化や複数の年金制度があったこと、個人の年金制度に対する認識が薄かったこと、年金番号払出における職員のチェックが甘かったこと等あげられるが、年金記録を長期間にわたって管理するという職員の意識の薄さにも問題があったと思っている。 個人が複数の年金番号を持っていることは入庁後暫くして知った。	現在は基礎年金番号が導入されているため(8)のような問題が発生する可能性は低いが、これも完全ではない。国が行う業務全てに通じる番号(国民背番号)が必要ではないか。
5494	地方庁	その他(社会保険事務局)		特別便の発送・回答を一時ストップし、システム刷新後、名簿・払出簿とオンライン上の記録の突合作業を行ったうえで再開すべき。	手作業で記録を管理する限界。 本人の記憶や手帳等の所持に期待する制度の限界。 平成10年採用後、遅くとも1年程度。	問題はオンライン化以前。 制度を作る組織、運営する組織、現場の組織、全てが無責任に思われるが、当時の事情ががわからないため、何が反省点かはわからない。 今後については、国民総背番号制のような仕組みは必須だと思う。
5495	本庁	その他(本庁)				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5496	地方庁	その他(社会保険事務所)			国民の立場からすると、今まで自分の年金記録については、処理を確認できる手段がなかったため、何かしらおまかせすることしかできないというもどかしさありました。 そこにメディアの情報により正しく処理されていないという事例を紹介されることで、国民は不安感をもち、不信感をもつ方もあったことと思います。 社保側および国民の双方が年金記録問題について、再認識をし、再確認をするという機会であると思っています。 年金記録問題を知り得たのは、メディアの情報によるものです。	安心して処理をまかせられる社会保険事務所でありたい、またその職務に携わる職員でありたいと思い取り組んできました。 国民ひとりひとりの自分の年金記録に対する認識については様々で、決して 故意に利得を得ようという意志の有無にかかわらず、何かしら意識、認識の食い違いのままに、こと処理がすすめられては大騒動と常に緊張感をもっていました。 社保事務所の事務処理が正確に行われるための取り組みは当たり前のこととして、手続きなどに際しては社保側と国民の意識の双方に共通の意識が必要だと思っています。 原始資料(証明等)の確認が必須なことは、もちろんですが、的確な判断処理におさめるためには、まず国民ひとりひとりが自分の年金記録に対して自分の問題に気づくことが必要だとと思います。 安心して相談・確認・処理のできること、それは、これでいいと納得できてはじめてのことだと認識して、その問題に携わるひとりひとりが同じ思いをもって、丁寧な対応、確認、判断が必須であると思ってきました。 処理は迅速であることも必要ですが適切であってこそ、十分に審査・審議されたとわかることも大切ではないかと思います。
5497	地方庁	その他(社会保険事務所)	脱退手当金が記録不備だと復活してしまうこと。	わかりません。支給したのに復活させるのは常識的に理解できません。	私は今年の3月から働かせていただいてますが思った以上に年金記録問題は益的に多いのだなあと思いました。	私は年金給付課にいますので日々、再裁定の処理を迅速に進めて行きたいと思ってます。
5498	本庁	その他(本庁)		全職員が職場の危機感を意識して、研修等を行い記録漏れを早急 に解決する努力が必要と思料します。	大変大事な問題なので、加入者、受給者の方には迷惑かけたと思料し ます。平成19年5月頃です。	問題が生じてから1年半相談窓口対応しました。 お客様の対応は、非常に(人数が倍増した時期があった)大変な時もあり 苦情、おしかり等あり大変でしたが、真摯に対応できたかと思料します。 やはり、記録管理がずさんな面が最大の原因かと思料します。
5499	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	解決には、熟練した知識と特化した時間が重要だと思います。 ○熟練した知識 記録の判明や補正などは、多岐に渡り、かなりの知識が必要とされるところです。現在は、非常勤職員などを投入し、各事務所などで個別に対応を行っておりますが、年金には素人のため、ある程度の自立した対応が取れるようになるまでには数ヶ月を要しています。また、育成のために職員も割やされているところです。 さらには、雇用期間も限られており、やっと成長したところで入れ替えがあるなど非常に非効率であると思います。 短期解決が最重要なのは承知しておりますが、一旦失った信頼の回復は難しく、これら記録確認の業務は終わりを見ないのではないかと危惧します。 そのためには、熟練した職員の育成をする環境作りが必要ではないでしょうか。 国民目線的にも、記録解決をアルバイトで対処しているような印象を与えかねません。 ○特化した時間 通常業務と平行して対応をしていますが、どちらも非効率に回っている印象が強いです。 ブロック単位でもいいと思いますが、特化した部署を設け、受付以外は事務所では行わないようにする必要性を感じます。 北海道はすでに記録照会センターを設けておりますが、完全集約ではないため、事務所への返戻も多く、効率的とは言えない状況です。 日常の業務を優先すれば記録対応が滞り、記録対応を優先すれば日常業務が滞る。 また、その負担も特定の職員にかかるのが現状です。 これらから考えた場合、職員の育成と特化した環境作りが有効だと思います。 非常勤ではなく、正職員の増加も重要な解決方法だと思います。	採用されて間もなく、手番など未統合記録があることは承知しておりました。 しかし、基礎番導入の産物的な雰囲気があり、裁定請求の際に職歴等を確認するため、大きな問題ではないとの認識でした。 ただし、受給者にこれだけの未統合記録があることは承知しておりませんでした。	総務課経験が長く、直接的な対応経験がなかったことから、裁定請求の際に職歴等を確認するため、大きな問題ではないとの認識があったため、取り立てて対応などは行っておりませんでした。 基礎年金番号導入時に統合処理を万全に行っていない。また、導入後に状況を把握し、統合の勧奨などのフォローが十分に行われてきていなかったことが原因だと思います。 状況を国民にお知らせし、継続したフォローの対応があれば「未対応で捨てられている」といった、今日のお叱りはなかったのではないか。 更には、職員からそうしたフォローの必要性の訴えが不十分であったとも言え、常に国民目線にたった対応を心がける必要があると思います。 また、台帳の記載誤りも多く、記録を保管する責任の重さを常に認識する必要を感じます。
5500	地方庁	その他(社会保険事務所)	統合帳の記録について、WM上に収録すらされていない記録がたくさんある。 収録されていない＝年金として支払っていない浮いた記録ということになるのか断言できないが。 これがいわゆる5千万件の集計に含まれているのかもよくわからない。	本来は、統合帳のひとつひとつの記録がすべて該当者の基礎などに収録され年金として支払うべきものであるが、やはり名前と生年月日だけではどこの誰なのか、(名前が変わることが多い女性は特に)わかりようがないのでは。 本人からの申出があって初めて調査もできるが、そうでない限り、高齢で本人死亡も考えられる記録をどのように解決できるのか、わかりません。 せめて、本庁のカセットにある記録をすべてWMに収録はすべきではないか、とは思いますが。	旧姓などで手番のまま残っている記録がある、という種類のものは、年金請求までに整理できればいい(本人の申出により必ず整理できる)という認識で、国会などで騒がれるまで、「問題」という意識はあまりありませんでした。	現時点での本人のすべての記録を正しく管理するべき、という認識を持たなければいけなかった。 今はひとつひとつ確実に整理していけるように対応している。
5501	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	現役者:毎年年金通帳での記録確認や加入履歴を確認してもらう。	年金記録問題は、加入者・受給者・市町村などの国民全員の協力が無いと解決できないと感じていました。 年金未統合で来所されるお客さまはいましたが、実際ニュース等で知るまで5千万件も未統合記録があったことをしらなかった。	基礎年金番号制度が始まった時に、年金特別便のような記録を配布していればよかったと思います。
5502	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題は過去の杜撰な記録管理と、手作業で膨大な件数の記録を多年度にわたって管理するという社会保険庁の業務内容から考えて、必然的に生じてしまう事象によって起こったと認識していた。 基礎年金番号導入時に統合漏れがかなり多く生じるであろうから、どのように後追いをしていくの	当時は基番通知の返信用ハガキのあて先は東京になっており、対応はすべて庁で行っていると認識していたので、現場で対応策を考えるという概念がなかった。 反省点としては、その当時からすべての職員が問題意識を持ち、かつ現在のような大問題になるようなことを予想し、当時から記録漏れの調査をするという発想がなかったこと。
5503	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	誠実にひとつずつ対応していくことが大切だと思います。	一人ひとりの年金に関わることなので、重要な問題だと思います。 1年ほど前です。	期間調査では、間違いがないよう心掛けて対応しました。 過去の記録の整備に、もう少し早く対応していれば良かったのではないかと思います。
5504	地方庁	社会保険事務所課長級以上	[redacted]設土建国保の新規適用届が殺到したが、ほとんどが、新適月の翌月に全喪届けが提出された。補助金目当てと聞いて憤慨した。本庁は知っていたみたいで会議等でも問題にしても変わらず。		年金手番が二つ以上あり重複処理をされてないものと認識していた。 [redacted]遡及全喪、月額変更などされた滞納事業が多かったと記憶している。	人事面で思い知らされたような、ガバナンスと言いながらイエスマンが役遇されたように思う。関係した職員の処分等され厚生局に役先し採用されたように思え残念でならない。早く変わってもらいたい。
5505	本庁	その他(本庁)			年金給付に携わって以来手番があるのが普通と思っていましたので、問題とは認識せず、騒がれてから事の重大さに気がつきました。	パート等であったにしろ、お客様の認識で判断しないで記録照会をするよう窓口で対応しました。 記録管理がずさんであり、役所として怠慢だった点が反省点と思います。
5506	地方庁	その他(社会保険事務所)		資格照会の作業をしているが、システムが変わり以前より検索しやすくなっているが、被保険者名簿をみえにくいものあり、とにかく手作業のようなものである。どこまでみて回答すればいいか非常に悩む。 紙の名簿で管理していた時代を知らず、実際紙の名簿を見たことがないので 名簿が見つからなかったときの回答に不安を感じる。 すべてが解決するとは思えない。	年金請求の際の履歴確認が甘かったことが1つ問題だとおもいます。 氏名検索等をしていないケースが多々あり、女性の場合は旧姓の聞き取りをしていないケースがある。氏名検索をヨミガナをかえたりちょっと工夫しただけで簡単にでてくるものがある。年金請求の際もうちょっと窓口にでる職員が丁寧に対応していれば、もう少し件数が少なかったと思う。	とにかく被保険者一人ひとりに対して、丁寧に対応し、自分の仕事に責任をもつこと。 ここでやらなくても、次だれかがやってくれる、見つけてくれるというような考え方をしないこと。仕事が遅れても誰かがやってくれるだろうとか、自分の仕事でないから手伝わないという職員が多いように思う。 職員の人数も減らされ、業務量が増える中で職員の意識改革が必要に思う きちんと仕事をする人にばかり負担がかかるような職場であってはいけないと思う そんな貴重な人のやる気までを損ねかねない。 私は、これまでも窓口でも責任をもって対応し、仕事も遅れないよう積極的に取り組んできたつも
5507	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません	記録統合の重要性を、年金額が下がるケースも含めて全てマスコミを活用して国民に周知させる。そのための一案として、長妻大臣がテレビ番組に出演して話をする。	社会保険庁の周知徹底がなされないため、現場において安易な杜撰な取り扱いを行っていたことにより単一人が複数の年金番号を持つようになってしまった。 また、年金裁定請求書の提出の際、相談室等において当人の記録であると思われる記録があっても、事業所名等について本人に確認する為に事業所名等を口外することができなかったので本人記録と特定することが困難であったことも、こんなに多くの記録が特定されていない状況を助長させたと考える。	社会保険庁及び現場職員の業務に対する姿勢が怠慢であったこと及び制度周知の徹底方法の取り組みが甘かったことが大きな原因である。 これからは、制度周知広報の一環として書道コンクールやポスターコンクールといったものから一段進めて、年金教育を中高等学校のカリキュラムへ入れてもらうといったものへと発展させるべきである。なぜなら今回の年金問題により「ねんきん」という制度名については認知されたから、このレベルの広報は必要ないと考えるからである。
5508	本庁	その他(本庁)	存じあげておりません。	職員が一丸となり解決に向け努力すること。	大変な問題だと認識しました。 新聞等で報道されてから知りました。	年金記録の適正な管理が重要であり、職員一人一人が年金業務の大切さ を常に意識することが必要と考えます。
5509	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていない問題は特に思い浮かびません。	具体的方策はともかくとして、職員全員が記録問題最優先という意識をもつことが必要であると考えます。 また記録問題への対応は年金の知識を要求される業務であるため、単に人数をそろえれば遂行できる類いの業務ではないことを念頭に置く必要があると考えます。	マスコミ等で騒がれるまではまったく認識はございませんでした。	問題が露呈して以降は記録問題への取り組みを最優先に考え、本来業務については勤務時間外で何とか対応しました。 反省点としましては、これまでは記録統合されていない年金番号は年金裁定請求手続きの際に統合されればよいとのこれまでの考え方に疑問をいだけなかったことがあげられるかと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5510	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	本来であれば、もっと早い時期からこの年金問題等について着手していれば良かったと思いますが、現時点での解決方法としては、国民の皆様の信頼を回復するために、一日でも早く処理を行うことだと思います。そのためには、本来業務の片手間に年金問題業務を行うのではなく、専属のプロジェクトチームの増員が不可欠だと考えます。	対象者が、年金を請求する際に過去記録を確認するため、それまでに記録を整備すればよいと教えられてきました。今思えばとても軽率なことだったと思います。年金問題が発したのは当能人の未納問題からだと思います。	基礎年金番号が導入される前は、資格取得届に年金手帳が添付されていなくても、新番で手帳を払い出し、業務量をこなす事を最優先とした結果が複数の年金手帳を持つこととなり、現在の記録統合未処理として年金問題に発展しました。反省点として挙げるとすれば、当たり前のことですがその場でできる事は後回しにせず、マニュアルに従い処理を行い、法令順守を履行することが守れなかったことだと思います。
5511	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	先ず、国が責任を持って運営している公的年金は、安易に納付したかどうか不明なものまで救済してはならないと考えます。 時間・人・物・金がかかっても、マンパワー等を集中し、徹底的に解明する必要があり、日本の公的年金制度に限らず国に対して今不足している「信頼」という価値を国民の皆様からいただける最大のチャンスと考えます。安易な救済措置だけはしないようお願いします。 国民の皆様(特に大部分の優良納付者や今後制度を支える若い世代)が注視しているのは、国(厚生労働省)の徹底した記録解明の姿勢、最後まで責任を持つ国の姿勢だと考えます。 この年金記録問題の間、社会保険OBの先輩で献身的にご協力いただいています。戦前からの制度のため、今後もOB方々には「知的資源」としてご協力いただける体制整備も必要と考えます。 今後、年金だけに限らず大きな負担を負う若い世代以降が、国に対し失望しないよう、充実した	戦前から始まった制度もあり、各制度が独立運営のため、制度として継ぎ足しだらけの、わかりづらい制度が起因していると感じていました。 また、社会構造の変化(アナログからデジタル)の中で特に、機械化以前の記録の管理確認方法に問題があったこと。また、被保険者、事業主等の制度への理解不足が相当程度問題を大きくしたと認識しています。 これは、最終的には義務教育から高等教育での年金教育の無さ、生活における年金制度の優先順位の低さから約65年間に積った問題が一気に噴出した事象と認識します。 問題を知ったのは、数年前より毎日マスコミにて報道される年金問題報道です。	年金記録問題発生当初、全所体制で年金受給者と電話・窓口相談をしていましたが、歳の上でも、経験の上でも大先輩である受給者の皆様との対応をさせていただきました。罵声を浴びたり、いろいろなお叱りを頂いたり、時には、感謝のことばを頂いたり、毎日が記録問題対応でした。 受給者の皆様は、それぞれの人生の歴史が年金記録等に非常に反映しているんだ、掛けた年金はなんとしても受給していただかなければならないんだと私は考えておりましたので、各受給者のお客様と「学校卒業時まで一緒にタイムスリップ」して時間はかかるが丁寧に対応できたと思っております。 反省点としては、戦前から始まる各制度全てに対しての知識、経験不足が挙げられます。 人員が少なく、今ある仕事も困難な体制のなかですが、統一的な年金制度の歴史、各時代毎の事務処理方法等の研修等があれば、今まさに非常に困難な「年金記録問題」に対応している私たち職員は、より高いレベルの「年金スペシャリスト」として日本年金機構でも国民の福祉のため活躍できると思います。
5512	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	・人を投入し、速やかな調査解決。 ・市町村の協力を得る。	・年金請求時に氏名、生年月日検索で散らばっていた加入記録は全て統合し請求できると考えていた。 ・今回の、「宙に浮いた年金」が、国会で問題にされたとき。これほどあるとは考えもしなかった。	・記録の管理の徹底する方法を構築すること。 ・厚生年金について 適用するべき事業所を徹底して適用すること。また、従業員についても適用漏れがないか、標準報酬が正しく事業主から報告がなされているかの調査が重要になってくる。 ・国民年金について 市町村と連携し、20歳以上の当然適用対象者の適用を徹底すること。 ・国民への、制度の周知徹底 年金番号は基礎年金番号を使うこと、住所変更、氏名変更などがあった場合及び仕事をやめた場合、、新たに就職した場合などそのつど国民年金関係部署へも届けること等
5513	地方庁	社会保険事務所課長級以上	わかりません。	過去の統合出来ていない厚年記録については、事業所が現存している場合は事業所にその者の当時の住所等に問い合わすなどして所在を明らかにして行く。とにかく地道な努力が必要である。 今後においては、年金番号の重複払い出しの防止、事業所への制度周知、届出の適正化調査の徹底、保険料の滞納処分の強化などを図り、被保険者本人が加入を自覚出来る事業運営を実施する必要がある。 また、新組織では、課長以上の職に就く者は、「保険料を徴収する＝納付記録」という認識が持つよう厚年徴収課及び国年業務課で滞納処分を経験した者に限定するなど組織的に「お金にシビア」な組織作りが必要である。	本来、年金手帳を紛失され、厚年を再取得される者に対して新番を払い出して問題を先送りにするのではなく、その時点で職歴等から年金番号を探し出して年金手帳の再交付をするべきと適用業務を始めてした頃から認識していた。(ただし、そのようなやり方をすると「健保証が交付出来ず、仕事が進まない。その者が年金を請求するときに整理すれば良い。」と苦言する上司や先輩がいた。)	(反省点として) 厚年については、そもそも手番の頃に新規付番を簡単に行っていたこと、手作業の頃に払い出し簿等に記録を一括管理をする仕組みを作らなかったことがこの問題の大きな原因であると考えられる。記録管理については、コンピューターの導入により改善されているので、あとは使う人間の意識の問題である。また、事業所への制度周知の徹底不足による年金記録問題もあるので、試用期間のモレや短時間労働者のモレなどを徹底的に摘発するような調査業務が必要である。 国年については、「保険料を徴収する＝納付記録」という認識が市町村を経由して事業を行っていたため欠乏しているが旧国年課の年配職員に見られる。また、納付記録を単なる表示とするシステムにも問題がある。納付＝表示とリンクさせる必要がある。
5514	地方庁	その他(社会保険事務所)		人員の増加が必要と思います。 ただ、増加するだけでなく確実な年金知識を有する人材を確保すべきと考えます。 異業種他社の人材(特に管理職経験者)では即戦力にはなりえない。 動ける人間(動こうとする意識の高い人間)をもっと増やすべきと思います。	任用当初より重大な問題として認識しておりました。	とにかく、知識を増やし、残業、休日出勤も厭わず、取り組んだ。 ただ、年金の歴史を語るには知識、現場経験が浅く、一つ一つの案件に時間がかかっている。 また、当時を知る年代の職員が現場に圧倒的に不足している為、説明不足となっていないか、不安がぬぐえない。 当時を知る正職員はもっと現場にでるべきではないか？
5515	地方庁	社会保険事務所長	ありません。	年金記録問題は、制度に精通したOBや今回退職される方を中心に 独立した場所で作業を行い、早急な解決を目指すべきである。 事務所が本来事業に集中できなければ、その間の事業の停滞等で 新たな問題が発生することが考えられる。	年金記録について、処理等まじめに取組んで来たと思っています。 新聞・テレビ報道で存在は知りました。	紙台帳からコンピューターへの切替時の処理及び管理不徹底、国民 年金の過去3回の特例納付の管理不徹底、昭和61年からスタートした 3号被保険者適用開始の周知不足、平成9年1月からの基礎年金番号 導入時の統合処理不徹底等年金記録に対し、社会保険庁・業務センター ・社会保険事務局・社会保険事務所の企画・運営・管理が一貫性に欠け、 内部統制が取れていない組織体制の結果だと思います。 今までは下に投げれば良い、下がするはず"だと言うそれぞれの思い込みが 強かったのではないかと思う。 国民の皆様に接し業務を実行するのは、常に現場であり、問題が生まれ るのも現場であることを強く認識して欲しい。 そのためには、現場のことを良く知り、現場の声を吸収していただき、現場 が動けるようスピーディーで的確な指示を出していただくことで組織横断的 に取組めて問題を発生させないことに繋がると思う。
5516	本庁	その他(本庁)	知りません。	なるべく早い解決を考えるのであれば、現在のような全国から支援体制を続ける必要があると思います。	受給者にとって不利益だと思いました。 年金給付担当課に在籍したことがなかったため、記録問題の報道を見て初めて知りました。	基礎年金番号創設時の周知徹底、対応が不足していたのではなかったのでしょうか。
5517	地方庁	その他(社会保険事務局)				
5518	地方庁	社会保険事務所長	3号加入中に厚生年金の得喪があり、しかも旧姓で手番で加入していた。	現場としては、こつこつと丁寧に1件ずつ対応するしかないと思う。	期間照会と同様な取扱いで対応できると考えておりましたが、5,000万件が公表された時点で、大変な作業になると認識しました。	問題解決すべく合間をみては、窓口に出て相談対応を実施しました。確認の際、事務所では、国民の皆さんの記録はきちんと管理しており大丈夫であり安心してもらえるように信頼回復に努めました。 反省点としては、結果論ですが、基礎年金番号導入時に記録の整理を行っていればと思います。今までの我々には、記録を管理しているという自覚の欠如があった思います。今回の機会を
5519	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成15年に国民年金課に所属してから被保険者の記録が統合されていないことを知った、こんなに大勢の受給者の記録が漏れていることは、記録問題が報道されて知った。	被保険者の記録は、受給までの間に確認してもらえばいいと言われていた。 個人情報の保護について騒がれ始めたので、窓口に本人が出向かない限り記録は、答えられなかった。
5520	地方庁	社会保険事務所長	しりません。		年金記録問題を知ったのは、平成19年の暮ごろ、マスコミ等の報道により知った、宙に浮いている年金手番があるのは、知っていたが、5000万件もあるとは認識していなかったし、消えた年金記録があることは、まったく認識していませんでした、また非常に驚きました、しかし事実は真摯に受け止め、国民の皆様にお詫びの念でいっぱいであり、組織をあげて全力で解決したいし、また解決しないといけないと思っています。	年金記録問題が発生してから、全力でこの問題に対応してきたつもりですし、またある程度ボリューム部分では解決できつつあるのではないかと思っていますし、しかし全面解決するためには、今後はもっときめ細かな対応をする必要があるため、人・時間をかけていくべきであると思います。
5521	地方庁	その他(社会保険事務所)	どんな情報が世間に知れ渡っているのかよくわかりませんが、下記のような問題点はたぶん知られてないのかと思います。 『既に亡くなられた方の年金記録について、遺族に確認するよう特別便が送られた』 ・配偶者(妻)より、年金記録内容を確認するよう回答求められても、結婚前に何処に勤めたのかよくわからないので回答できない。 ・親族(子)より、自分が生まれる前の親の勤務先を確認しろと言われても困る。(わからない) 『送られてきた特別便の回答について(記録の漏れや誤りあり)』 ・回答書のお勤め先の欄に『建設業』・『自動車整備』など業種が記載されている。本人に電話にて確認するも『会社名なんて覚えてない』とのことで調査ができない。 その他、似たような事例はいくつもありますが、全国民の年金記録を確認するのは難しい(正直不可能)ということは世間に伝えられてないように思います。 信頼を回復するためにも正直に国民に説明する(『時間はかかるがすべての記録確認を行なう』というのではなく『確認できない年金記録もある』)ことが望ましいと思います。	年金記録調査が遅れている状況について ・人員の増員 限られた人数で日常業務をこなし、そのうえ年金記録調査を行なっている現状ではどうしても時間が足りない。24時間働いても追いつかないしそもそもそんなに働けない。 ・人材不足 増員されても知識の乏しい者ばかり。(正直、数週間で年金知識を身につけるのは無理)また、せっかく教えてもすぐに辞めてしまう(仕事内容と賃金が見合わない)ため仕事が進まない。(新たに採用された人にまたーから教えなければならない) 上記二点について早急に対応すべきだと思います。例えば特別便専門のセンター(調査から回答・再裁定まですべてを行なう)でも創って集中的に処理を行なうような抜本的な対策でもとらないと、この問題の解決には時間がかかると思います。	私は基礎年金番号導入後に採用され、採用後二年経過した頃に一人が何個も年金番号を持っていて、未だ統合されていない状況を知った。 ただ『年金受給手続きの際に年金番号を統合すれば大丈夫だ』とも周りからも言われていたし自分でもそう思っていた。(安易に考えてしまっていた)	当時は上記で述べたとおり年金番号が別れているだけで、各年金番号ごとに記録がちゃんと管理されているのでそれほど問題になるとは思っていませんでした。(年金問題が起きるまで、記録の誤りがこんなにあるとは思いませんでした) 現在、年金記録調査を行なうようになってから当時の記録管理がずさんだった(いい加減な氏名(漢字や読み方)・生年月日)ことがわかりました。同じことを繰り返さないためにも 徹底した記録管理を行なうとともに本人への記録確認(定期便)も行なっていくべきだと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5522	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	自分の仕事を持ちながら記録の問題をすることにも限界があるから、事務所ごとに専門の係を設けてまた、人員も増員して取り組むべきだと思う。	自分は採用されて短いので、記録問題について多くを知ったのは報道等で取り上げられてからであるが、統合されていない手番が存在するのは仕事をする上で少なからず知っていた。ただのような大きな問題(5000万という件数についても)になるとは思っていなかった。	その当時、WMで手番があることが分かっても、本人から会社名等を思い出してもらわないと統合できないことになっていたため、なるべく思い出してもらうように促すことを心がけていたが、本人である可能性が高い手番についても統合できなかったケースは少なからずあったと思う。そういったことが積み重なってこのような問題の一因になってしまったと思う。
5523	地方庁	その他(社会保険事務所)	今回、公表された問題以外は、知りません。	時間はかかると思いますが、国民に正確な年金記録として納得していただくことがまず第一と思います。 解決策は、現在行なっている、一人一人への年金記録の確認を完了させ、 宙に浮いた年金記録のすべてを持ち主の年金記録へとすること。 年金記録の訂正を受けた者が確認でき次第、早急に給付の訂正を行なう ことができるようにすることが必要と思います。 現時点では、記録の確認、統合作業及び給付に時間がかかりすぎており、 そのことが、年金制度への国民の不安や不信につながっています。	平成9年以降の基礎年金番号導入時には、統合されていない年金記録等あり、今後、早急に修正されていくものと認識していた。 修正作業は、行なわれていたが、結果、現時点の年金記録となっていた。 自分では、給付に直接かかわることなので、おこってはならないことと認識していたが、現におこってしまい、早急に解決しないといけない問題と認識していました。	問題意識は、あったものの年金問題が明るみになるなるまで、何もできていませんでした。 反省点として、年金記録のオンライン切り替え時の確認不足及び年金問題が大きな問題と個人個人が思っていても、庁、センター、事務所が多忙な為 、問題を後回しにしてきたことに問題があったと思います。
5524	地方庁	社会保険事務所課長級以上	問題のほとんどが、出尽くしたと思う。	年金記録の調査のために、調査に携わる人員がこの間、非常勤職員の雇用などで多くの人員が配置されてきました。非常勤職員もこの調査業務に携わってきたことにより熟練してきました。 今後も年金記録の調査は続きますので、現在、記録調査に携わっている非常勤職員等を引き続き雇用していくことが重要だと思います。	平成19年から年金記録について、お客様の問い合わせ・相談が増加し、年金記録問題の解決がとても重要な課題であることを痛感いたしました。 お客様から、年金記録の不備について、お叱りを受けたことも多々ありました。	お客様からの年金記録照会のお問い合わせ、ねんきん特別便の受付など、この間、全職員が一体となって対応してきました。私もその一員として、お客様との相談、自宅への訪問、電話による記録の確認、マイクロによる紙台帳の調査、回答票の調査など、一人でも多くの方の記録が結びつけられるよう、努力してきました。 年金記録解決に向けてこれまで携わった業務の中で感じた反省点は、年金記録問題が出る以前の組織の土壌として、年金記録の整備は年金請求時までに本人の記録照会申し出等があってから調べるという姿勢があったと思います。 ねんきん特別便など、社会保険側から積極的にお客様にお知らせをしていくということが、もっと早い時期から行われていたならば、ここまで大きな問題とはならなかったと思うところです。
5525	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	・時間がかかっても、こまめにコツコツ解決していくより他ないと考えます。 ・現在、「年金記録回復委員会」から出されている救済策について 国民年金記録の1年以内未納分の救済、脱退手当金の回復などの 点については、安易に過ぎると思います。 ・問題解決とは、少しずれますが、今後はもっと年金教育・福祉教育といったものに取り組むべきと思います。年金記録問題という視点ではなく、社会 全体のしくみを義務教育段階で植えつけることは、高齢・少子社会を支えて いく世代にとっては重要な事だと思います。	コンピューター記録への収録もれや不備に限っては、かなり以前から知っていた。記録問題の根幹はそこにあると思っているが、私自身はこのことは概ねしかたがなかったと思う。戦前から手管理していた膨大な記録、しかも将来コンピューターに収録していくことなど想定していなかったのだから。 ただ、今さら言ってもどうしようもないが、請求主義ではなく、「年金の記録とはこのように管理されている(不備がある)。」「年金番号を複数、持っていてはいけない。」ということを、もっと公表し理解を求め、記憶の確かな若い時期から自身の記録を整理するべきであることを喚起すれば良かったと思う。	上記に「教育」と書いたのは、(8)の大きな反省点を踏まえてのことでもあります。
5526	地方庁	その他(社会保険事務所)			「本人申出」が原則であるため、本人の記憶があいまいであったり、また、記憶違いである場合等の対応について苦慮する。 社保庁側の記録管理の問題もあるが、本人側の年金に対する意識(特に若いとき)が薄かったとこも要因として挙げられると思う。社保庁に入庁したころから認識していた。	今まで年金制度のわかりやすい周知が足りなかったと思う。 お客様に対応するときは、常にわかりやすい説明を心掛け、また、過去の私たちの対応については率直に謝罪するようにしています。
5527	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在行っているねんきん定期便を本人に送付して本人に記録確認を定期的に行う作業を続けていくことが今後も必要と思う。	社会的な問題と思いました。1年前くらい。	現場で仕事している私には、お客様の疑問点等に親切丁寧に対応していくこといがいないと思います。年金制度の難しい部分も年金問題のひとつの原因と思う。
5528	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		期限を決めた作業スケジュールでは正確な解答を被保険者の方々に送付できないと思います。どうしても。0件にすることが目的で迅速で正確な事務処理がなされているとは見えません。 大臣の指示とは思いますが、現場実態(作業スペース・OA機材・人材確保)が貧弱であります。無理やり押し込めてやさせている状況ではないでしょうか。 雇用確保でも、低賃金で優秀な人材は他の民間会社等へ変更する方もいます。(厳しい経済状況であるから、少しでも条件のよい就業場所を選びます。) 以上のような、問題点を改善する必要があるかと思います。	以前は、女性労働者の退職年齢が45歳・50歳と若かったため生年月日を若くした資格取得届を提出する方が見られました。(昭和50年代) 後になって、生年月日訂正が出されたりしていました。また、氏名変更も生年月日訂正の前後によっては、ただしいい記録がなされたのか疑問です。 当時から、住民票等の公的証明を添付させる必要があるのでないかと上司等に訴えたときがありますが、取り合ってもらえませんでした。	(8)に記載したとおりです。 昔から、上部からの指示に従わざる終えない体制に問題があるのかと思います。現在も、同様だと感じています。 地方現場の実情を理解する眼もない、中央のかたがたの目線でしか指示しないところに問題が少なからずあるのかと感じています。
5529	地方庁	その他(社会保険事務局)		知識のない人をいくら集めても進まないとおもうので、ある程度の知識のある人を集めて処理をするべき。	国民の興味も高く、これがあったからこそ国民から年金業務に対する声も厳しくなっている。この問題がなくならない限り、どんなに頑張っても社保庁は怠慢だと言われ続けると思う。 この問題を知ったのは平成19年頃。	現時点では、職員が月に数回休日出勤をして対応しているが、それでは終わるわけがないと思った。機構になってからは専門の部署ができるのでその心配はなくなると思うが、人をたくさん採用したことによって問題がすぐに解決するとは思えない。
5530	地方庁	その他(本庁)	特に知らない	社会保険庁(日本年金機構)のみの問題ではないという認識をすべてのひとにもってもらうようにして、全省庁、市町村さらには受給者や被保険者の協力を得て国家をあげて問題の解決にあたれる体制をとっていく。	コンピュータが発達していなかった時代に導入した社会保険オンラインシステム上の年金記録の不備により起こった問題である。 社会保険事務所の年金給付課に配属され裁定請求書を処理していたとき(平成11年ごろ)に基礎年金番号に統合されていない番号の記録が多数存在することがわかった。(ただし必ず氏名検索して本人に確認をしていたためすぐにわかるものではほとんど記録もれはなかったと思う) 年金記録問題が大きくなってきてからそもそもオンライン上にない記録や容易にみつからない記録がまだまだ残っていることがわかった。	社会保険事務所年金給付課に所属していたが記録がみつかった場合にとにかくできるだけ早く再裁定の書類を進達するようにしようとした。しかし明らかに異常事態でありもともといる人員だけで対応するには限界があった。 ねんきん特別便にしてもそれに伴う再裁定にしても現場の意見をきくこともなく明らかに十分な体制を整えないまま始めてしまったことにより混乱がひろがっていったと思われる。これはいままでの三層構造に通じるものがあると思う。厚労省や社会保険庁本庁は現場のことを知らないし、地方はあまり声をあげることしなかったように思える。3層構造を排除し現場と中央がうまく連携をとっていける体制をつくっていく必要がある。
5531	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金制度発足以降、どのような事務処理、流れで行っていたのか、把握できていないため、昔のことについて、お客様からの質問に対して的確に答えることができない。年配職員の記憶に頼っている部分もあり、職員によって対応に差がでている。 制度発足時には、庁の業務、地方局での業務、現場での業務、それぞれ詳しく知りたい。例えば、今は、年金相談はwmで記録を検索できるが、昔は紙台帳で管理していた。実際には、どのように相談業務を行い、どんな問題があったのか知りたい。記録問題の原因をきちんと理解しな		
5532	地方庁	その他(社会保険事務所)				
5533	地方庁	その他(社会保険事務所)				
5534	地方庁	社会保険事務所課長級以上	事業所に勤務されていた当時、生年月日や氏名を偽って勤務されている場合が見受けられる。	生年月日、氏名が同一でマイクロの漢字氏名も同一で、他に対象者がいない場合の本人への確認の簡素化。(年金額が下がる場合もあるが)	厚生年金、国民年金の手番(基礎年金番号に統合されていない)があるのは知っていたが、これから年金を請求する人については、請求時に職歴等を言ってもらえば簡単に統合して処理できると認識していました。旧台帳等でオンラインに収録されていない記録がここまで多く存在するとは思ってもいませんでした。	現所属において、年金記録を中心にフォローアップ等行い、問題が早期に解決するよう、業務を行なっている。 基礎年金番号の基本画面で対応したお客様への接触データの入力が可能であれば効率的に行なえたのかなと思います。
5535	本庁	その他(本庁)				
5536	地方庁	社会保険事務所長	これまで表面に出てきた問題以外に思い当たる事項は承知していない。	短期間での解決は困難であるが、現行人員での取り組みには限りがあるので、対応人員の体制強化を行うとともに、関係市町村が保有する各種情報提供等の協力が必要と思われる。	1裁務課に配属されていたとき、事業所から提出される資格取得届書に新卒者以外で年金手帳(厚生年金被保険者証)が添付されず事業所に照会しても年金手帳が見当たらないとの回答があった場合は、厚生年金の新規取得として新たに記号番号を払出していた。 2年金給付を担当していたとき、ご本人が裁定請求時に年金手帳等を複数提示されたり、職歴等を聴取する中で、記録が確認できる番号が判明するなど、未統合記録が存在していることは認識していた。	1事業所に決定通知書を送付する際に、過去に適用事業所に勤務されており、年金手帳の記号番号の払出を受けていれば、記号番号重複取消届を後日提出するよう指導していた。 健康保険証の交付を急ぐあまり、過去の履歴確認を徹底せず、安易に新規払出しを行っていたことは反省点として挙げられる。 2裁定請求時に、ご本人からの申出或いはご本人への聴取等により確実に未統合分は判明できるものと判断していた。 今回の記録問題を目の当たりにして、紙台帳(原票方式等)時における 氏名・生年月日の記載誤りや不鮮明な記載等により、オンラインへの切り替え作業の段階で、安易な判断での氏名(フリガナ)や生年月日の入力が行われたことも一因と思う。
5537	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	知識のある多い人員で臨む。	年金記録問題が騒がれるまでの認識は、正直甘かったと思います。 騒がれてから認識が変わりました。 特別便等の業務をする中で、お客様のニーズが非常に高いと実感しました。	お客様に強い言葉を言われたり、お礼を言われたりといろいろな方がいますが、一人の人対人として、自分にできる精一杯の対応をしようと心がけています。
5538	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	時間はかかると思うが本人との突合せを徹底し記録の整備を図る以外ないと思う。迅速性にかけるとの指摘もあるが、国庫からの給付となると公平性の問題からも本人確認は必要と思っています。	過去において、年金請求時に本人確認を行い不明な手番の重複取消等その都度行ってきていたので、今回、庁において不明な記録がこれほどあった事実は、公表されてはじめて分かった状況です。	戦中、戦後の混乱期も含め、手作業での状況を考えると記録整備に対応するのは、その時代どこまで把握できるかは、疑問もありますが、大切な、被保険者の記録ですので本人把握を進め早急に整備をしなければならないと思います。
5539	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		今後、複数の基礎年金番号等の記録を持たないために 住基ネットワークと基礎年金番号との情報交換等 過去の分については、再度の周知とすべての届出者について 調査および整備するしかない	基礎年金番号導入時の見通しのあまさ周知の徹底度 と基礎年金番号導入時の国民の関心度 もともとの年金制度の複雑さが原因で年金の受給要件の有無を被保険者が判断できないため 会社の経営等の都合による嘘の手続または手続内容の誤り 被保険者の個人的都合による嘘の手続または手続内容の誤り 知ったのは平成18～19年ごろ	基礎年金番号導入時の見通しのあまさ周知の徹底度 受給要件を満たした者に対するお知らせ または資格記録についてのお知らせが必要だった

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5540	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	一件づつの案件に違いがあるので、線引きすることは難しいとおもいます。 多少時間がかかっても一件づつ、しっかり解決すべきと思います。	基礎年金番号に統合されていない記録があることは知っていたが、人の生活そのものを脅かす大変な問題だと思いました。 オンライン上に無い記録(旧台帳)が存在することが公表されたときは、正直ビックリしました。	膨大な作業に追われると思いました。どう対応しようとか言うよりも、一件づつ目先にある問題を解決するしかないと思いました。 職員がお客の記録をお預かりしていることを認識せず、安易にその時しのぎの勝手な判断で記録の訂正等を行ってきたような気がする。
5541	地方庁	その他(社会保険事務所)	マスコミ等の報道により、年金記録について世間一般に知られていない問題はないと思います。	社会保険庁から示されている方策に添って、真摯に取り組むことによって、解決していくと思います。	今、問題になっている年金問題を、特別に問題だと認識していませんでした。 理由としては、被保険者が年金を請求し、年金給付の審査の段階で本人の記録がすべて調査され統合作業を行っていたため問題になるとは思っていませんでした。	年金給付段階で記録の整備をすれば良いという考え方は、間違っていたと思います。 基礎年金制度になった時、資格取得時等いろいろな場面で本人のものと判明した記録は基礎年金番号に統合処理をすべきだったと思います。
5542	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	再裁定処理など、早急な対応が出来ればよいと思います。	大変な問題だと認識していました。受給時に正確な年金額がもらえないことになると、社会保険庁の信頼がなくなるので。 知ったのは、19年ごろだと記憶しています。	再裁定に時間がかかる旨、理解を求めるよう努力しました。記録問題での窓口、電話応対では、丁寧な応対を心がけました。 記録問題の問い合わせに慣れていないときに、対応に手間取ったことを反省しています。
5543	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	根本的な原因は過去の制度的なものであり、年金記録管理のしくみ、システムがその大きな要因を占めているため、記録管理システムの新たな構築が問題解決につながると考えます。	適用関係業務に携わったときは、個人が複数の年金手帳を取得することを防止するシステムの必要性を感じていたが、年金給付関係業務に携わり、受付窓口で請求者が勤務期間等を自主申告しなければ記録統合できないことで、受給期間にすべて記録が反映しないことが請求者に不利益であると認識しました。年金給付業務に初めて携わったのは、平成5年頃だと思います。	年金請求書受付時には、請求者の加入履歴をより詳しく聴取するようにが付けましたが、本人記録と思われる事業所記録を具体的に伝えられないため、請求者が加入履歴に誤りがないと申し立てた場合、それ以上の対応ができなかったのが現実です。当初より複数の年金制度が各々年金を支給していたことや、基礎年金番号導入時にもスムーズな改正ができていないことが反省点と
5544	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	なし	採用された当初から、未統合の手番があることは知っていたが、年金請求時に確認を行い統合処理をする旨聞いていたので、特に問題だとは思っていなかった。平成9年に基礎年金番号制度ができた時点で、本人には通知を送っており統合が済んでいるものが多数であり、洩れているものは随時処理していけばよいものだという認識でいた。	特別便の対応をする中で、この問題の認識がかなり変わったと思う。目先の納付率のことばかり重要視し、ひとりひとりの給付(最終的な結果)まで責任を負ってこなかった姿勢が問題だと思った。 特別便の対応窓口では、本人のものと思われる記録でも、なかなか思い出せないことがあり確認を諦めようとする人も多くいたが、じっくりと相手の記憶を引き出そうと努力するようになった。大変根気がいるものであるが、記録が見つかり本来の給付額にすることで初めて、職責を全うできるのだと思う。 今回問題が大きく取り上げられたことは、確かに恥ずべきことだが、これをきっかけとして国民全
5545	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		・早期解決には人員の投入も退職者などの経験者の協力を多く求めた人海戦術。人を手当するだけではなかなか進まない。自ら考えて進められる職員が集中して事に当たれる体制にないのではないかと。 ・一時的に中断する業務の大幅見直し。(国民年金の強制徴収など) (どこの現場も抱えている仕事が多すぎて疲弊している人が多いように思う)	・未統合記録は裁定請求時に整理する認識が引き継がれ定着していたと思う。	・若いころは特に、言われるままに疑問を持たずに仕事をしていたことも反省すべき点かもしれない。 ・高齢者など亡くなる前に、記憶が曖昧になる前にもっと早い時期に整理をすべきではなかったか。 ・
5546	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	やはり社会保険事務所等の現場を知っている、制度・事務処理の流れを知っている職員で、一つ一つ対応していくしかないと思う。	重要な問題と思った。 年金記録問題が報道されたとき。	窓口対応等、できる限りで対応した。
5547	地方庁	その他(社会保険事務所)		何事にも後回しはせず、解決できる糸口があるのであれば、積極的にその方法を採用していく柔軟な姿勢が必要だと思います。 窓口に確認にこれない方の対応等についても、もっと積極的に外に出る。訪問することで1件でも多くの記録が確認できるのであれば、それもひとつの方法ではないでしょうか。	平成20年2月に任期付として採用され、特に年金問題の解決に向けて日々対応に追われて現在にいたっています。 それまでは、非常勤職員として社会保険事務所内で仕事をしていましたが、まさかこのような深刻な問題を、長期にわたり放置していたことは知る由もなく、報道等にて年金問題が表面化してきたころ、この問題を知ることとなりました。 この問題では、1人の国民として、とても残念に思いましたし、実際、社会保険事務所で働いている1人としては、とても恥ずかしく情けない気持ちになりました。とても時間が経てば解決できる問題でもなく、逆に、時間をかけても解決していかなければいけない深刻な問題であることとして認	「後で確認すればいい。誰かがやるだろう」という後回し的な考えがあったとすれば、国の仕事としての職員の認識が、あまりにも幼稚である。ある程度、仕事をすれば給与をもらえるという公務員制度にも、少なからず原因があったのではないだろうか。
5548	地方庁	その他(社会保険事務所)				
5549	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生省のOB座談会で、比較的早い段階から年金記録管理の不備が指摘されていたにも係わらず、具体的な対策を執ることなく平成19年に発覚するまで放置するに至った。	地道に確認作業を進めていくしかない。	平成12年に国民年金業務課に配属された時、年金給付課に相談者が来て領収書があるのに未納となっているから記録を補正してくれと頼まれた際、その時は漠然と応じていたが、後から先輩方からコンピューター化される時によくミスがあったことを聞かされ何となく意識した。 また、平成15年に二回目の適用業務に就いた際、厚生年金基金解散のよる記録突合で担当者である当時の課長が相当悪戦苦闘していたのを覚えている。	国民年金の時は何でこんなことが・・・と思ったが、先輩方を論破する知識もなく、特に何もしなかった。 厚生年金の時は基金が間違っているに違いないと思い込み、また総報酬制導入と相次ぐ人員削減の余波で恒常的に過度の業務負担を強いられていた最中であり、課長の混乱ぶりを対岸の火事ぐらいにしか考えていなかった。 いずれの場合も、担当課長から総務課長、次長、所長へと話しを通して事務局から本庁へ問題提起をすべきであったかなと考えるが、当時の職場環境や雰囲気、社会保険制度の歴史的沿革
5550	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。			
5551	地方庁	その他(社会保険事務所)	1.喪失後または喪失と同時に事業所より算定ならびに月額変更訂正が提出され、定期便で本人が判明した事案あり。 2.資格取得の際に事業主から実際に取得日ならびに月額報酬が知らせられていないケース散見。 3.住所変更は市役所などに届けでれば、年金記録に反映させる仕組みをぜひ開発願います。	1.は本人承諾書添付必須 2.ご本人に取得日を直接はがきで連絡 3.システム開発住基ネットの活用を	個人個人の年金に対する理解度または啓発が全体的に不足している。 企業に対する講習会や訪問による説明会などもっと積極的にやるべき。	事務所は人数は多いようですが、それぞれの役割分担が不明確で二重業務があるように見られる。 特に年金期間ちょうさについては、国年・厚年に別れ、また特別便・定期便で分かれている。 一元管理なぜしないのだろうか、ここにきたときから不明。
5552	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特にありません	現在社会保険庁が持っている全ての加入情報を機械記録と一致させると共に、国民の一人一人の加入履歴を本人に通知をし、一人一人の理解を得て、加入記録に対する信頼を回復することしかないと考えます。	昭和45年採用時から事務処理において、原票を記載するにあたり、誤読を防止する意味から、年金番号、期日、月額などをゴム印を使い、手書きはしないように、先輩から厳しい言われ、事務処理をしてきたつもりです。また、正確な事務処理を常に求められて、間違えた場合は、鮮明にわかるように作り直したものです。 この問題の意味合いがわかったのは、平成19年10月からの厚年払出簿との突合において、全く違う番号に記録されていたり、記録が全く抜け落ちていることや庁へ移管した旧台帳の記録が機械記録に入っていないなどの事実がわかりこの問題の根深さを知りました。	自分の立場から、全職員に対し、最優先事項として取り組むことを指示すると共に、庁の指示の元に、迅速に事務処理を行うように努めてまいした。 正確な年金加入記録を記録し、保管することや、加入記録の1ヶ月は1カ月分の保険料を預かっているのだという認識が膨大な事務処理のために、一人一人の職員に欠如していたことが、反省すべき点と思います。
5553	地方庁	その他(社会保険事務所)		組織の移行(年金機構)、退職等によって、問題となっている「年金記録」に関する高い知識を持った職員が減少する現状下、すべての記録を短期間で整理することは不可能なことと思われる。どれくらい時間が許されるのかが問題であるが、この際、そうした知識の高い職員を再度集結し徹底的に「年金記録対策チーム」等を編成し専門的に取組むようなことを実施したらどうか。	基礎年金番号導入後も記録統合は日常的な業務であり、色々な方々から指摘を受けていたことは事実であり、年金受給に大きな影響を及ぼすことは認識していた。なお、最終的には、現制度としては本人の記憶によるところは大きく自己管理的なところも問題で、本人からの申し出がなければ調査も出来無かったことも現実であり、社会保険庁の記録管理の甘さが露呈されたものと痛感している。また、このように「年金記録問題」として社会問題となるような5000万件もの特定できていない記録が存在していることについては自分自身信じられない思いである。自分は、昭和50年の採用で、旧台帳(名簿)での進達は携わっていなかったが、諸氏先輩からは適確に管理されていることを聞いておりよもやこのような大量な氏名・生年月日・性別等基本項目が無いものや不明なものが存在していること事態でも不可解である。各事務所にはキチンと旧台帳(名簿・事業所名簿等)は整理保管されており、期間照会による突合により相当数は整理されているものと信じていた。記録問題を認識(5000万件)したのは、平成19年7月の公表です。	5000万件の記録の存在等次々に判明ずる事実を現実として自分自身信じることがなかなか出来ず、また、組織に対する失望感もわき大きなショックを受けた。しかし、何とかしなければと思い立ちマスコミ対応窓口内部処理対応等申先し現在まで誠心誠意取組んできたつもりである。閉ざされた風通しの悪い組織体制と問題意識の低さやことの重大性への認識不足、危機管理の不徹底等の結果であり、組織解体やむなしと強く思う。反省点ばかりであるが、職員一人ひとりがもっと自覚をもった誇り高い仕事をすべきとも思う。
5554	地方庁	社会保険事務所課長級以上	国年収納業務が市町村から社会保険事務所へ移管する前は現在の収納率は、「検認率」という名称だった。この「検認率」が自治体への還元融資の基準(すでに次年度の自治体の予算に組み込まれていて、融資ストップは絶対避けなければいけない)や事務費交付金の交付基準になっており、○%以上なければ融資が受けられないなど厳しい要求がされていた。市区町村は確かに細かい収納対策をしていたが、どうしても基準以上の数字が達成されなければどうしたか?今でこそ国年の収納率の低下が騒がれているが、当時は適用対象者が優良納付者を中心にされていたこと、また不正免除や不在処理はすでに市町村時代から似たようなことがされており、市区町村時代も決して収納率は高くないと思う。全て社会保険事務所が悪者扱いにされているが、移管前の市町村には責任はなかったのか疑問である。	現在は国年収納は市区町村から移管している。	以前、社会保険事務所では健康保険の給付・適用がメインであり、年金については2の次にされていた。実際、会社からあがってきた届出書を台帳に転記し、それを庁に進達していただけ。その後、庁がどんな記録管理、入力をしていたかは社会保険事務所では全くわからなかった。また、被保険者からも年金記録の相談は殆どなかったため、職員間でもそもそも年金記録が将来問題になることなのかわからなかった。 また、組合がサボタージュをしていたということになっているが、少なくとも自分の所属していた職場ではそんなことはなかったし、覚書なんて誰も守っていなかった。自分の与えられた仕事については責任を持ちたいし、被保険者や企業からは感謝されたいと思う。	被保険者1人1人の一生涯の記録を全て管理していくのは、今でこそオンライン化やIT化が進んでいるが、当時の事務処理としては限界だったと思う。 「ねんきん定期便」のような通知が当時できればミスは防げたのではないか。
5555	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	早急に紙媒体等と電子媒体の突合を第三者機関において実施すべき。	重大な問題であり全てに優先し対応しなければならないと認識していた。 また、問題の存在は新聞等のマスコミ報道により知った。	率先し全庁体制での対応を提案し取り組んできました。 問題点としてはトップダウンでの早急な対応指示及び膨大な一斉通知により事務所が麻痺するなど、本来時間を掛けてやるべきことまで同時進行となり、結果、不十分な対応感が否めない。
5556	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		現時点で実施できるベストの対応をしていると思っています。	社会保険事務所等からの照会対応の事務をしていただめ、新聞報道で知りました。	現在は、年金給付部門にいるため、判明または訂正された記録に基づいて、早期の支払いを行うよう事務処理に努めています。 個人情報の管理が昔は紙で管理することしかできなかったことも、記載誤りなどが発生し、年金記録問題に結びついたと思えるため、情報の管理を適正に行うための体制がシステムも含めて大切だと思います。
5557	地方庁	その他(社会保険事務所)			早急に完結するべき問題として認識しています。 未統合記録の件数がメディアで取り上げられた頃知りました。	特別便の窓口当番の日は、お客様のお話を詳しくお伺いし、未統合の記録がないかどうか、慎重に対応しています。 過去の職員の雑な記録管理が問題視されていますが、そうかもしれないな、とも思うことが記録を見てて感じるときがあります。
5558	地方庁	その他(社会保険事務局)				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられると お考えですか。
5559	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	滞留分の早期解消。現場は健康保険協会への分離、集約等で対応できる職員が減少している状態であり、このことに対応が可能な職員の増員が必要。	無年金者及び受給前に死亡された記録はあると考えていたが、これほどの件数があることに驚いている。平成9年の基礎年金番号導入時にすでに年金を受給されていた人の記録は基礎番に登録もれは大丈夫かなと思った。	お客様一人一人に対しての詳細な聞き取りと詳しい説明をした。今思うことは、取り掛かりが遅れたことが残念。大量の職員と予算、市町村と合同で動けた昭和50年代ぐらいの電算化の時点で動けていたら、今みたいな状況にはなっていなかった。
5560	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金特別便や定期便については、すでに送付されていますので来訪されたお客様の相談内容を詳しく聞き1件でも多く解決するよう努力しることが方策だと考えます。 また、回答のない方に対しても再度回答いただくよう通知書を送付することも必要と考えます。	平成元年採用当時より、適用課において期間照会業務があったことから未統合になっている年金番号の存在は分かっていましたが、全体の件数は不明でした。今後、期間照会の業務を通じて解消するものと考えていました。	8で述べたように期間照会業務にて解消していくものと考えていました。 反省点としては、平成9年の基礎年金番号導入時において、ハガキによる回答だけでなく、今回のように未統合の年金番号の件数を公表し年金特別便のように国民の皆様に通知し再度ご自身の記録を確認いただく必要があったと思います。
5561	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	年金記録問題の解決に向けて現在行っていることを、迅速かつ正確に遂行することです。	日頃の業務の中では、複数の番号を持っている人がいても年金裁定請求時までに重複取消処理をすれば、問題なく年金を受給していただけるという認識でおり、適用課や年金給付課に在籍している時には、相談や審査をする時点において他手番がないかを確認し、適正に処理をしていたつもりです。年金記録問題が公に報道されるようになってはじめて問題なのかと認識するようになりました。改ざん問題も報道ではじめて知りました。	出来る限りすべての方に正しい年金記録により受給していただけるよう、自分の出来ることは尽くしているつもりです。
5562	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般で知られている内容しか知らない。	この問題を起点に考えて、年金記録の整理、及び確認作業を行わなければいけないと思います。	年金制度は、将来重要な政策になる認識しているので、その基本となる年金記録が漏れていては、信用や信頼がされなくなり重大な問題と認識している。また、このような問題が存在することを知ったのは、世間一般が騒ぎ出してからです。	この問題は、年金制度の記録管理が問題になっているため、組織目標の対応に努力しました。 反省点として考えられるのは、年記録がオンライン化した約10年前の時点で、この問題に気がつき対策を立てるべきだと思いました。こんな状況であるとは、思いもつかなかったのですが。
5563	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありませんん	時間をかけて1件1件を丁寧に台帳との突合を行うこと。年金記録のお知らせを、加入者全員に定期的に送ること。	年金の裁定時に名寄せを行い確認をとっていましたが、まだ、年金問題が表面化する前でしたので、あまり積極的な回答は得られませんでした。未統合の記録が多数存在することを知ったのは報道があってからです。	現場では、年金請求時に記録を確認しておりましたが、結果をみると限界があったと思います。5000万件もの未統合の記録があることを、現場の職員は知らなかったと思います。平成9年の基礎年金番号導入時にもっと時間をかけて整備するべきだったのではないでしょうか。
5564	地方庁	その他(社会保険事務所)		お客様からの年金記録の回答票をすみやかに処理する。 今後については、年金記録を定期便にて本人に通知することで、誤りは減少すると思われる。 事業所からではなく本人からの届出が必要な国民年金加入届(厚生年金喪失後の国民年金加入届)については、加入勧奨状を送付しているところであるが、20歳以上60歳未満の日本国内に在住する者は加入義務があるので、住民票が海外に移転していないことを市町村から情報提供受けたら職権で加入させて納付書を送付しても良いのでは？と思います。20歳職権適用をしているので、厚生年金喪失後の未加入者にも･･･と思いました。現在国民年金の仕事に携わっていないので、現在実施済みでしたら、ご容赦ください。	問題を知ったのは、報道を見たためです。年金受給するとき(裁定時)に年金記録を確認するので、受給者に関しては誤りはないと思っていました(年金給付の仕事に携わったことがないので、漠然と思っていただけです)。	年金受給者に関しても、年金記録は誤りがある可能性があると認識し、受給者・被保険者ともに年金記録を正しくすることが大事である。そのため、国民の皆様からのご協力をあおぎながら年金記録問題の解決に向けて日々お客様に対応しています。 反省点は、複雑な年金制度ですが、もっと周知して国民の皆様に理解を深めていただき、お一人お一人が自分の年金について関心を持っていただくようにしていくことができていない点と思います。
5565	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	現在、政府が対応している方策以外に考えられません。	年金支給は請求行為であるから、支給もれがあっても本人の責任であると思っていました。また、厚生年金被保険者名簿が破損しているものもあり、支給しないままになるものもあると思っていました。	個人としての対応は考えられませんでした。そうのようなものであるとしか思いませんでした。
5566	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		マンパワーを増やし取り組むこと	大変大きな問題。 平成19年ごろ	年金記録問題に対応するため、当時社会保険事務所だった私は、記録問題のチープとなって全力で取り組んだ。 反省点は、もっと早くからマンパワーを活用すれば対応も早かったと思われる。
5567	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知っている事実はありません。	組織の全力を敢重し、解決の効果により優先順位を決めて積極的に取り組んで行く事が重要と思います。	健康保険・厚生年金保険のオンラインが導入された昭和63年頃から、オンライン記録の中に本人と思われる記録や名前が収録されていない記録が多数存在する事を認識しておりました。	即効的な解決策はない事から、本人の年金請求時及び年金相談受付時に徹底した疑重複記録の確認が重要と考え、日常業務を進める中で実践してきました。 現時点において大きく記録問題がクローズアップされるに至り、もっと積極的に組織として取り組む課題だったと思います。この記録問題に関しては、中央(庁)と地方の記録管理の責任の所在の明確さがなかった事も大きな要因かもしれません。
5568	地方庁	その他(社会保険事務所)	どの範囲までを世間一般で認識しているのかわかりませんが、一言で言うならば制度発足時から現在までの管理システムの編纂、たとえば紙台帳からサンコウ？への移管、さらにそこからオンラインシステムへの移管と新たなシステムが構築される度に記録を移すといった作業が生じていたわけですが、それぞれ移す段階で必ずミスが発生します。しかしその生じたミスをチェックする体制が厳重になされていなかったのではないのでしょうか。政府を含め組織のトップから直接携わる現場職員までの認識が甘かったのではないかと思います。きちんと処理する体制が出来ていればこのような問題は発生していなかったと思います。	報道されているように解読不能な紙台帳が存在したり、また、誰のものかわからない記録がすでに亡くなっている方のものだったりする場合ははっきり言って解決することはだれだけ長い年月を積み重ねても不可能だと思います。 どこかの段階で政治決着、すなわち、政府が根本的な解決が不可能なこと、そのうえでどのように対応するかを国民に表明し、それをもって解決とするより方策は無いと思います。タイミングとしては新政権が発足した今が一番無駄な金をかけないで済むと思いますが、マニュフェストに載せてしまった以上は2年間は何らかの作業をしなければならないと思いますので、2年後が最良のタイミングではないかと思います。	私は平成2年採用でしたが、当時はWMの記録を訂正することはどのようなケースでも簡単に処理できました。(黄色カードもなく届書の規制も無かった)そのうえ処理結果リストも入力者自身がチェックしておりチェックしたと言えるような体制では無かったと記憶しております。 本来はきちんとした処理体制が示されていたのかも知れませんが、そのようなことを実践していない職員はおりませんでしたし、所長を含めて新採用者にそのような教育をする先輩職員はおりませんでした。結果として新規採用職員もそのような意識を踏襲していってしまうことになります。 振り返ってみるとそのような職場の体制が作られていたこと、それを放置していた長官以下管理者がこのような問題を招いたのではないかと思います。	職場として問題点を問題にする意識が欠如していたわけですから、特に何らかの対応をしようという意識も毛生えませんでした。 反省点としては、過去の管理体制の編纂にかかるチェック体制の甘さ、職場における意識の甘さ、それを放置していた長官以下管理者の危機意識の欠如、ひいては政府自体の危機意識の欠如が長年積み重なりこのような事態を招いたものと考えます。 さらに付け加えれば、このことの責任を全て現在在籍している職員に押し付けることで解決を図ろうとした安易さがさらに問題を長期化させようとしているのでは無いでしょうか。社会保険職員に対する懲罰の色合いが濃い年金事業機構法が何らの修正もなされず1月から新組織が発足することとなっておりますが、人員を削減したうえに、多くの職員に懲戒処分を半ば強制的に課し、それを理由に経験者を排斥し、規経験者である外部職員を採用し事業が滞りなく継続できるとはとうてい思えません。
5569	地方庁	その他(社会保険事務局)	旧台帳や、昔の被保険者名簿等が焼失等により存在しなく、本人の申し出があっても記録自体確認できない場合があること。 旧台帳や、昔の被保険者名簿等が存在しても記載漏れ等により記録が確認できない場合があり、旧台帳の記録とオンライン上の記録とを突合したとしても、正確な記録に直すことができない場合があること。 共済の照会、船員保険の照会については人員的な制限もあるのか、業務センターでの処理が間に合わず、回答に相当の時間を要すことが挙げられます。	正確な記録に直せない記録については、第三者委員に申し出された方とそうでない方との間で差異が生じないようにしなければならないので、本人の申し出等により訂正するなど共通の基準をもうけること、または、焼失記録、確認できない記録については申し出がなくてもオンライン上の記録を訂正する等共通の基準が必要と思われます。 共済照会については、社会保険庁からの照会であれば時間を要すこと、共済に直接照会できることをあらかじめ周知することが重要と思われます。 船員保険の照会につきましては、業務センターの担当に地方から船員保険の事務に長けた人材を起用すること、OBでそうような人材がいれば協力してもらえるよう要請することが必要と思われます。	支払われるべき年金が機械化のときの処理誤りはもちろん、それ以前、以後の不適切、不正確な処理により国民の皆様に損害を与えていることを認識していました。 平成14年4月の新規採用時、庶務課でしたので当時は知りませんでしたが、平成16年10月に国民年金課に配属になり未統合の記録が存在することを知りました。 しかしながら、厚生年金保険、国民年金保険の記録にここまで不備があり、判別できない記録が存在することを知ったのは年金特別便の送付が始まってからです。 また、平成20年9月から期間調査の仕事を担当していますが、この仕事に携わってから想像以上の不備記録が存在することを知りました。	期間調査を担当していることもあり、少しでも早く、正確な記録に訂正し回答するよう対応しようとしています。 現時点でみた場合、やはり共済照会について社会保険庁で照会を対応したことが回答の遅延につながっていると思われますので、共済照会については他の対応を検討すべきだ点が挙げられます。
5570	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし		同一人が複数の年金手帳番号を有している場合があることは基礎年金番号導入前から認識しており、年金請求時に本人からの申出がなければ適正な給付が行えなくなる恐れがあるため、早期確認が必要と考えていた。 年金制度毎に番号が付番されていたこと、事業主の年金制度に対する理解不足が原因と考えられるが、自己管理が不十分(自分の職歴を記憶していない等)であることも問題であると思われる。	基礎年金番号導入前は、健康保険・厚生年金の資格取得届の提出時に年金番号の記載がなく、氏名索引等により同一人と思われる記録が確認できた場合は、事業所に再確認を依頼する等、できるだけ資格取得時に重複手番を解消するよう努めていた。 ただし、本人が記憶していない場合や虚偽の報告をしていると思われるケースもあり、根本的な解決にははならなかったと思われるが、基礎年金番号導入後、オンライン化も進んできた現在では基本的にはこのような問題は生じないと考える。
5571	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に存じあげません	解決策ではないかもしれませんが、人員を結集し早急に解決することが必要かと思います	この問題が存在すると思ったのは、現事務所に異動になった平成18年4月ころです。 国民の皆様がたの記録が正常な状態でないので、今後非常に大きな問題になると思いました。	紙の台帳から機械に情報を転記する際、キチンと確認いたしなかったことが原因であると思いますので、人員を大量に投入し、早急に処理することを考えます。
5572	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にございません。	社会保険庁から指示された方策以外には、無いと思います。	・被保険者や年金受給者の皆様に、多大なご迷惑をかけている問題と認識しています。 ・5千万件を超える未統合の記録がある事が明らかになった時点で、問題として認識しました。	・社会保険庁の指示に従い、お客様の立場に立ってこの問題を解決できるよう対応しています。 ・社会保険庁を始め年金に携わる職員一人一人に、国民の皆様の年金記録1件1件がいかに重要であるかという認識が不足していたと思います。 また、国民の皆様に年金に関する正しい知識を周知するという事が不足していたと思います。
5573	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知らない	私たちが、全力で、記録の確認と回復をしていく以外はわからない。	基礎年金制度以前は、厚生年金と国民年金は別番号をとらなければならないし、年金手帳番号を複数持っている被保険者がいて、 あたりまえであった。 年金請求時に、本人の職歴を聞き取り、手帳番号の重複取消届を提出してもらい、記録を統合、整備して、年金を裁定していた。したがって、宙に浮いた年金や番号という認識はなかった。19年	コンピューターに正しく登録されていない名寄せから、確認業務に携わった。 過去において、業務を遂行しなかった庁に責任がある。 私たちが、今、全力で記録を回復していくことである。
5574	地方庁	その他(社会保険事務局)	フリガナの登録について、名前の「幸」という字が「ユキ」が正しいのに「サチ」で登録されていたり、「裕」という字が「ユウ」が正しいのに「ヒロ」で登録されている、言わばある程度の想定範囲内の登録誤りのケースは世間一般でも知られていると思うが、自分が業務に携わった中で過去に遭遇したケースで一番酷い(あり得ない)と思ったのは、「井上」(イノウエ)という名字が、「ドンブリウエ」(「井」の字がなんらかの状況で「丼」と誤まれそのまま端末への登録されてしまった)と登録されているケースがあった。他にも直接遭遇してはいないが、「一」が「ボウ」(伸ばす意味)と登録されていたケースがあったということも聞いたことがある。このようなあり得ないカナ登録がされているケースはまだ他にも存在すると思う。	同一人物の可能性が高い手番調査(フォローアップ)においては、WMでカナのみ登録を漢字変換する作業が行われていると思うが、WMのすべての手番記録を漢字変換し、現在のカナ検索だけでなく、漢字検索できるシステムを構築する必要がある。大体、元々記録を管理していた払出簿や、被保険者名簿等が漢字のみの記載になっているのだから、WMにカナ検索機能しか備わっていないことがおかしい。もっとも、現在各種台帳の画像化作業が行われているので、PCの画像化検索システムにおいても、この様な検索は可能になると思う。 今後、各種台帳の画像化作業完了後、それぞれ突合せ作業が実施されているが、この過程においてある程度上記のような部分も組み込まれるのではないかと想像している。	①国民年金については住所の管理があるのに、厚生年金には住所の管理が行われていなかったこと、②厚生年金の資格取得者に対して、届に手帳番号の記載が無ければ、簡単に新手番を払い出していたこと等の記録管理体制の問題と認識。平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された際、ひとりの人間がいくつも手番を有している場面に遭遇するケースが急増した時点で知ることとなった。	厚生年金制度が始まったのが昭和17年で、現在その歴史は約67年弱、その中で基礎年金制度においては約23年、基礎年金番号制度においては約13年、記録問題解明の本格的な取組が開始されてからはわずか約2年半である。60年以上の歴史で巣食った問題をわずか数年で解決せよということ自体、無茶苦茶、時間も人員も限られている中で物理的に無理な話である。もちろん我々もこの2年半で、ねんきん特別便・定期便、過去記録のお知らせ、国年特殊台帳の突合せ、再裁定処理に要する期間短縮のための業務センターへの支援等、様々な業務に取り組んできた。多くの職員が休日返上してきたのも事実。それでも現在、言わば「宙に浮いた5千万の記録」の半分以上は残されている。当然、(8)で挙げたような管理体制等社会保険庁に問題があったことは明らかだが、この問題には様々な要素が絡んでいる。長い間、制度ごとに手帳番号を有する制度であった法的な問題、従業員を雇った際、本人の職歴を十分聴取し、今までの厚生年金加入の有無について事業主が十分に確認をしなかったこと、昔は名前や生年月日を偽って就職していたことが少なくなかったこと(その事実すら当の本人が忘れていることも多い)等の要因もあり、全ての問題が社会保険庁にあるわけではない。年金記録問題は国家的問題と位置づけることが重要であり、一組織だけでは限界があることから、先般フォローアップで実施が策定された「名古屋方式」のように、各省庁・各自治体の協力を仰ぎ、「オールジャパン」で
5575	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		新聞やテレビの報道で、平成19年の事項、国民年金の納付記録が抜け落ちているとか、厚生年金の加入記録がないと騒がれてから知りました。 最初は、基礎年金番号に統合されていない記録が反映されていないのが主な原因だと思っていました。	ねんきん特別便で、確認をいただいた記録についてもれや誤りがあるとご回答いただいたお客様には、制度(加入条件等)の説明を丁寧にすることを心がけ ご納得いただくように努力しました。 雇用されていた事業所が、厚生年金に未加入・加入対象外であっても、届いた記録は職歴=加入履歴と勘違いされている部分が多々ありました。 また、制度上年金額に反映されない記録について未統合のケースもかなり見受けられました。 法人の未加入について社保加入と同時でなければ、法人登記できないなど制度改正が必要だと思いますし、社会保険・年金制度をもっと知っていただく必要があると思います。
5576	地方庁	その他(社会保険事務所)		過去不正があったと思われる件については、第三者委員会等で徹底的に究明する。 今後は法に準じた適正な処理をおこなう。	国民の信頼を裏切る大変重要な問題だと思う。 テレビ新聞等で報道され始めたときに知った。	古くから続く体質、法令順守に対する考えの甘さが反省すべき点だとおもう。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5577	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし		大変な問題だと認識した。 マスコミ等の報道に伴う内部通知等により知った。	個人で可能な範囲では、迅速・正確に処理に努める。 問題点としては、ニーズに対応した時限立法が多々あるにも関わらず それに伴うシステムの構築がなされていないこと等が考えられる。 1. (厚生年金・国民年金)沖縄特別措置(新旧)ファイルとの突合。 2. 基礎年金番号(H9.1)以前の厚年・国年ファイルが別管理であったこと。
5578	本庁	その他(本庁)		ねんきん特別便や電話等の方法で国民の皆様に確認をお願いするという現行の方策が最良だと思います。	多くの年金受給者・被保険者に大変ご心配とご迷惑をおかけしており、申し訳なくできるだけ早く解決すべき問題であると思っています。この問題を知ったのは新聞・テレビで報道されだしてからのことでした。	ねんきん特別便のお客様窓口に出て、年金記録統合の調査にあたりました。反省点は特別便が郵送で行われており、未着・未回答が多く出ていることだと思います。
5579	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	年金記録問題の早期解決に向けては、現在配置されている各事務所の職員だけでは処理体制に限度があるため、担当数の人員の増員を図り業務を進めていくことが必要である。	年金記録問題は国民一人ひとりにとって由々しき問題だと認識している。 年金記録問題については、平成19年にマスコミ報道等で年金番号が未統合の者が5,000万件いるという情報で初めて知った。	未統合とされる5,000万件の記録の解消に向けて、取り組みを進めてきた。 平成9年1月に基礎年金番号制度がスタートしたが、この時に、国民に対する広報、周知が足りなかったのではないかと思う。また、未統合者に対するフォロー作業が不足していたのではないか。
5580	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	ねんきん特別便等による期間照会の調査を行うにあたり正確な調査確認を行っていく。 今後正確な年金記録の管理を行っていくことにより国民の信頼を回復する。	基礎年金番号に登録されていない年金手帳番号が多数存在することや年金記録の統合帳をコンピューター化した時の誤入力や入力もれによって不正確な年金記録となっている場合があった。 資格照会業務においてマイクロフィルムの確認作業を以前より行っていた。 不突合の件数や率についてはわからなかった。 基礎年金番号導入時にはそれ以前の他手番の照会を行ったが、回答がない方については、年	資格照会の担当者となったことはないが、オンライン記録の不備は小数ケースと考えていた。 はじめにオンライン化したときのデータのチェックを徹底するべきであったと思う。また、被保険者の方が自身の年金記録を確認できる手段があればよかったと思う。
5581	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	1件1件地道に確認して行くしか方法は無いと思います。	・基礎年金番号等に対する甘い考えが、現在の年金記録問題を招いてしまったと考えています。 ・平成9年1月1日の基礎年金番号への統合時には、この問題の存在について知っていました。	・被保険者記録を正確な状態にできるよう、昔の記憶を思い出してもらい、記録を探した結果を出来るだけ詳しく伝え、被保険者に納得いただけるよう努力しました。 ・基礎年金番号への統合時に、記録統合をしっかり行う必要性があったと思います。
5582	地方庁	その他(社会保険事務局)		近道はないと思われるので、5000万件のうち手番で残っている部分を、本人と思われる対象者へ確認したうえ、解消していく。	基礎年金番号で、一人一年金番号になる以前、一人に何冊も手帳が交付されていたが、年金手帳を持っていれば、年金請求時に記録統合は可能と思っていた。5000万件の年金が報道されて	被保険者が年金を請求する時点で過去の職歴、加入歴を確認する。機械化になる以前、把握はむずかしいが新しい手番払出の時に確認する必要があった。
5583	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	全職員が最優先課題として、取り組む以外にない。	ある人の記録に別人の記録が入っている等は考えられず、また国民の目線で見ると、社会保険庁、更には年金制度への不信感に繋がる大問題である。 実際、自分自身が20年近く前ファイル補正業務を担当している際に、別人の記録が入っている事例が数件あったと思う。	常に慎重に、かつ様々な視点から確認作業を行ってきた。 その当時、どのような体制で業務を行っていたかは不明であるが、チェック機能がなかったのでは? どのような業務であっても、常に慎重に、かつ複数の目で確認することが重要であると思う。
5584	地方庁	その他(社会保険事務所)	無し	現状を考えると、本人より照会、回答があったものに対しては優先的に調査・回答したうえで、最終的には整理・確認されていない記録についての本人聴取等の調査を地道に行うほかない。	緊急を要するもの、今後の最優先課題。 新聞・メディア等、具体的な数字を知ったのは公表後。	平成9年1月からの基礎年金番号制度発足時から、番号統合に関しては、確認できる範囲で整理を行う事務処理はしてきた。 番号統合の際、本人確認の突合条件。
5585	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	一人、ひとりの意識をもちお客様の立場で調べる	受給者としては、生活に直接関係してくるものですし、若い方も、将来に、不安や不信感持つので、職員として事務的に照会するのでなく、個人の事として て、今年の3月より特別便の窓口にて対応するよう、心掛けている。	お客様の勘違いも多少は、あると思いますが、意識改革し調べ回答するよう心がける。お客様の意向は伺うようにする。
5586	地方庁	その他(社会保険事務所)				
5587	地方庁	社会保険事務所長	報道されいる事項以外特にありません。	マンパワーによる集中的記録調査、確認作業を継続的に行うことしかないと思いますが、記録確認作業対象期間(調査依頼期間)が相当古く、年金受給者の記憶についても、記憶上の事業所名(登記上の事業所)が適用事業所と相違している等確認作業に相当時間をかけている状況であります。また、判明期間が年金額に反映されるとも一概には言えない状況と、昭和36年国民年金法施行に伴い、各種公的年金加入期間が通算対象期間、その後合算対象期間となったが、各制度間の通算もなく、そのままになった期間(一時金要件不該当)も相当数あると考えると、戦時中徴用された方々(任官・半任官以外)に対する、厚生年金期間(39月)としての認定、沖縄返還時の沖縄特例法による取扱等特別法による救済(就労期間について厚生年加入期間と認める)も一つの方策と考えます。	平成18年の報道により知りました。オンライン処理以前は厚生年金の記録管理については、事業所名簿方式、原票方式、により事務処理を行っておりますたが。その記録については、事務取扱要領により、社会保険庁へ進達を行っておりました。その後の電算入力処理については不知です。基礎年金手帳化以前は年金カード、その後厚年、国年それぞれの手帳を発行しております、事業所に勤めるとき年金手帳(紛失者等)を添付しないでの届出による複数枚手帳番号取得者が存在するとは思っておりましたが、これほど多い件数が統合されていないとは思っておりませんでした。	被保険者個人個人の生涯に亘る年金記録を管理していくために、一人一番号しか無いとの認識により、年齢等を考えた対応で、複数枚の交付をしないとの認識に立って仕事を進めます。また、適用事業所に対する保険料徴収については、公租公課の原則がありますが、本旨細かい対応と強制徴収を行うと共に職権適用を厳格に進める所存です。
5588	地方庁	その他(社会保険事務局)	国民年金第3号被保険者について 被扶養者に認定されるときの3号該当届は事業主からの届出が義務付けられ、届出もれは無くなっているかと思われますが、扶養抹消されたときの1号への種別変更の届出は本人からとなっており、届出漏れが発生することは想定され、配偶者が厚生年金の被保険者の場合は、即座に勧奨状が送付され督促されているところです。 しかし、共済組合員の被扶養者となっている3号被保険者について、扶養抹消された場合、社会保険庁から勧奨がされているかどうかが、はっきりしません。 実際、何年も前に扶養から抹消されているのに3号のままになっており、わかったときには時効で未納期間が生じることがあります。3号特例で、3号であった人は救われますが、3号でない人は未納となってしまいます。本人の責任と言えばそうですが、中にはそれに気づかず、3号納付の記録のまま年金を受給できてしまうケースがあると思われます。 配偶者の加入する制度により違いがあるというのはいかがなものでしょうか?	同じ取り扱いにするためには、共済組合の協力が当然必要となります。 共済にとっては余計な仕事と思われるかもしれませんが、随時でなくとも、年1回の後認事務等に併せて情報提供に協力いただき、扶養抹消された場合には2号喪失等の場合と同様に確実に届出勧奨・職権適用を適正に行えるようにする。	年金問題として取り上げられるようになるずっと前から、記録の不備については業務上認識はしていました。	年金請求の際に本人には記録の確認を当然行っているはずでしたので、年金受給時までには、記録が整備されるものと思っていました。 ただ、本人も覚えておらず、記憶違いも間々あることや、記録自体が間違っていたり、抜けていたりして気づかないこともあり、また遺族年金の請求時には、婚姻前の記録の確認が難しいこともあり、やはり、その時々で確認しなければいけないと思いました。
5589	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	年金機構に移行しても記録問題については、時間と人員をかけてやらないと 悪循環になるのではないでしょうか。 あわてて時間に追われて安易な処理をすればお客様に不信感が出るのではないでしょうか。 経験者がどんどん退職していくなかで、厚生労働省への転任者についても 一時凍結してこの問題に対処すべきではないでしょうか。 また、厚生労働省からも「経験者」を一時的に出向させるべきではないでしょうか。 また、広報等についてももっとわかり易く広報すべきではないでしょうか。	社会保険業務センターでの入力作業で丸め(1日から9日の日なら1日と入力)することは、報道で初めて知りました。 年金記録問題の前に年金の払い出し簿等の記載が読めないものがあるなど不安に思ったことがあったが。 年金はあくまでも本人が請求するときに確認すればよいと言われていた。 また、被保険者に有利に処理すればいいと言われていたので問題との認識は薄いと思っていました。	年金問題については、厚生年金保険法自体が事業主経由の事務処理が多く、標準報酬についても、資格取得についても事業主まかせが多く、被保険者の方への情報提供と広報が少なかったことが問題であったと思います。
5590	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	本人の記録である可能性が高いものについては、統合処理をしてしまい、本人宛にデータのお知らせをする。一乱暴なやり方になりますが・・・。 その他の残件数については、今までのやり方を継続するか?どこかのタイミングで調査を打ち切るか?	年金記録問題は解決不可能な問題と認識。 基礎年金番号導入時、ただ、その当時は問題だとは思わなかった。	本人の申し出により、確認できた記録については記録統合をする。 もともと、年金てなに?働き方により加入する制度も違うし、複雑だし、社会も本人も理解していない時代からの積み重ね、国としての宣伝?管理のやり方?反省点を挙げるとすれば全て。
5591	本庁	その他(本庁)		人海戦術	当時の制度的な誤りと当時の組織のこの問題が後に及ぼす影響に対して、何もかんがえてなかったのかということ。 具体的な問題の存在を知ったのはマスコミ報道されてから。	窓口では誠実に対応しようと心がけました。 反省点というよりも、当時の職務怠慢と年金受給者自身も年金に対してきちんとした意識をもってなかったのではないかと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5592	地方庁	社会保険事務所長	・知らない。	いままでの方法で、受給している方は、ほとんどの方は、記録を確認したと思います。 これから受給する人を最優先に記録の突合確認を行うことであると思います。	・基礎年金導入前は、年金の記録は、年金請求するときに、本人の申立てのり職歴により、最終確認を行い、裁定するものと思っていました。 ・平成19年5月に新聞で5000万件の記録が倉庫に保管され、高井戸のコンピューターに入力されて、整理されていないことを知った。	・[redacted]特別便の対応、定期便の対応、フォローアップ対応、1466万件などの対応積極的に行い、再裁定の事務処理の敏速な進運を行うよう職員とともに実施した。 ・旧紙台帳データーをもっと早い時期にデーター入力していたら、問題は大きく違っていました。 また、39年以後の記録の50番ごとの紙台帳の記録についても、庁へ進運後、庁で入力したのち事務所等で再突合を行ったいたら、事業所名の入力誤り防げたので、本人との戦歴の照合誤りもより正確にできた。 旧台等のデーター化並びにデーター整備を行うチャンスは幾度かあったと聞いていますが、このことを庁、社会保険事務所、組合を含め、全体で行う姿勢が足りなかった。 特に基礎年金番号の導入時にデーター化、データーの記録整備を行わなかったことです。非常に残念です。
5593	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	全職員または知識のある方に協力してもらい早急に対応するだけだと思います。	入庁なったときから、この問題は根深く一朝一夕ではいかないと思いました。また市町村の協力は不可欠だと思いました。	社会保険事務所にはそう何回も来ることはない、一期一会の出会いを大切にし、当事本人と接触できた窓口でせめて出来るだけ聞き取り記録の統合に努めました。しかし、疑わしいものでも会社名をこちらから名乗れない、また年金請求時にしか本人と接触できないなどがあり積極的に働きかけるには限界がありました。
5594	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録を調査する人間のスキル、知識によって、見つかるものと見つからないものがある。事業者名等通称と適用されている会社名が違ったりするものもたくさんある。その地域で期間照会業務を行っていたものならすぐにわかることが、知らないものが探しても全く見つからない等のケースがある。 本人が亡くなっている、覚えていない等の理由で氏名、生年月日が一致していても統合していない記録がたくさんある。これらの記録の内本人の可能性の高いものがたくさんあると思われる。 第三者委員会で認められているケースでも、実際は、納めていないと思われるケースがある。 人によって対応の仕方が違う。お客様から言われたことしか調べない人や、言われてないことでも調べる人等	期間調査については、知識のあるものが責任でやったほうが、調査のスピードを考えれば効率的である。また、やはりその地域のことに精通しているものがやった方が良いと思います。 名前と生年月日と住んでいた地域等が一致すれば本人記録とみなすような取り扱いを決める。名前の珍しさにもよると思いますが。 物理的に、納めるのが不可能なケース等は、第三者委員会でも認めない。 人によって対応の仕方が違うのはある程度仕方がない。今の職場は、頑張ってやってもなにも報われない、自分と家族を犠牲にするだけ。自己満足とお客様からのありがたい言葉だけがよりどころ。わたしも、ずっとお客様のためにがんばってきましたが、だんだんと考え方を変えていかないと自分の体がもたなくなってきました。みんなで頑張ろうという雰囲気があまりない。最低限の仕事だけやって、それ以外の仕事はできるだけ自分のところに来ないようにするという人が多い。でも、それはあたりまえかもしれない。し責められない。無理をして体を壊して退職する人もいる。	オンライン上に、入っていない記録や、氏名が誤っている記録があるというのは、入って3年位してから聞いていたが、ごく一部の記録だけであるという認識で、こんなにたくさんの漏れがあるというのは認識していなかった。また、オンライン上に収録されていなくても、期間照会をすればある程度見つかるという認識だった。	個人では、自分が対応したお客様については、記録確認をしっかりするくらいしか対応はできなかった。 平成19年以降、年金記録問題が明らかになってからの取り組みだけでも、すごいスピードで記録回復のための取り組みがされている。これを少しずつでも、前からやっておけばこんなことには、ならなかったのにと思うと悔しいです。せめて基礎年金番号ができた時からは、組織としてきちんと取り組むべきであったことが反省点だと思います。
5595	地方庁	その他(社会保険事務所)		できる限りの調査を行う。また、二度とおきないように、これからの業務を確実に行うの2点しかないと思う。	先人方のおこした問題。今の、特に私たち若い世代の職員にとってはこれからは起こしてはいけない、信頼にかかわる問題。 知ったのは、世間と同じくらいの時期。	自分の役割のなかで最大限はやく、正確、入念な調査・回答を心がけた。
5596	地方庁	社会保険事務所課長級以上			国家の一大事だと思いました。存在を知ったのはマスコミが騒ぎ出してからです。	自分にできうる限りの能力を発揮するように必死で頑張りました。反省点としては、オンライン化を行った際に工率な作業が必要だったと思います。
5597	本庁	その他(本庁)	特にない	担当職員のさらなる人員増加が必要	正直、信じられなかった。	
5598	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	現場においては、来訪者一人一人が安心した気持ちで帰れるように、親切な応対と正確な解答を心がけ、あいまいだったりその場しのぎ的対応は決して無いようにすることが一番大事であると考えます。そのためには、職員一人一人及び職場全体において情報及び知識の共有化を常に図っていくことが必要であると考えます。	すでに受給されている方にも給付を及ぼすため、一刻も早く解決しなければならない問題だと思いました。時期としては平成21年度17年のはじめごろになります。	来訪者のほとんどは不安を抱えてきておりましたので、まずはその不安を取り除くことが初期対応として大事だと思いました。反省点としては組織的な問題となりますが、努力はしましたがお待たせする時間が長かったことと、当初説明した処理時間(再裁定等)と実際の処理時間に開きがあった点が挙げられます。
5599	地方庁	その他(社会保険事務所)	水省等で台帳喪失	本庁において一定のルールを作成して認定すべきではないかと思う	年金記録の管理不備等から国民に多大な迷惑をかけたと思います。統合帳がきちんと整理されていなかったことは記録問題が発生して知りました。	庁に調査依頼をかけた。早く紙台帳を電子ファイル等に変換する作業が早急に求められると思います。
5600	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	計画の見直しが必要。政府がいう2年間でやるというのは無理があるし、コストがかかりすぎ。	基礎年金番号に統合できていない記録が多数あるのは知っていましたが、どうすることもできないものと考えていました。平成18年頃。	特にどうすることもできませんでした。ねんきん特別便は失敗だったと思う。早くやろうしたあまり、計画性があいまいだった。
5601	地方庁	その他(社会保険事務所)				
5602	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ございません。	組織全体の問題であることを全職員が再認識し、同様の問題を起こさないように目の前にある業務をひとつひとつ迅速かつ正確に処理していくことが大事であると思う。	記録が抜けている場合でも、年金請求時に職歴の申し立ての確認等である程度は整備されているものと考えていたが、世間的に騒がれるようになった時点でそれほどまで多くの記録が整備されていないとは考えられなかった。	平成9年の基礎年金番号の導入の時期に、もっともっとやらなければいけないことがあったはずであるが、組織(庁・事務局・事務所)が機能しておらず方策がとられないまま今日に至ってしまったのが残ずかったと考える。
5603	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	記録担当部署だけでなく、全職員あげて2年間集中して取り組むべき。 記録の監査部門を第三者機関に委ねる。	存在を知ったのは、記録問題が取り立たされた平成19年の時ですが、ここまで大きな問題になるとは思っていませんでした。	年金記録について問題視されるまで、年金記録を検証することがなかったこと。 また、職員全員がお客様の記録を預かっている意識に欠けていたのではないかと思います。
5604	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありあません。	知識のある人材を数多く投入し、専門部署を作り、中長期的に取組むべき。 急ぎすぎて、また誤った処理があっては記録問題はいつまでも残いてしまうと思う。それよりも、正確・確実に処理を行うべき。	入庁当初は年金記録の整備は年金請求の際に行えばよいとの指導であった。年金記録を強く意識し始めたのは報道されるようになってからである。	過去に起こった記録不備等は、本人の記録復旧に努める。 今後、このような問題をできる限り回避するために、番号の重複払い出しが起きないよう努める。番号の統合の際は、本人の記録かどうかを十分確認する。
5605	地方庁	その他(社会保険事務所)				
5606	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	年金記録問題について、受給者(死亡者を含む)及び全ての年金加入者について、社会保険庁が保管している年金記録との確認作業が必要であると思う。 なお、確認作業にあたっては、当然、期間を限定することも必要であるが、現状を把握しない状態での見切り発車的な作業の開始は、混乱を招き、確認作業が疎かになりかねないため、人員の確保を含め、慎重な対応が必要であると思う。	年金は国民生活と切っても切り離せないものであり、年金記録の管理等について社会保険庁全体として認識が甘かったと痛感し、年金記録の解明について通常業務より優先して取り組むべき問題として認識していた。 また、年金記録について、現在の基礎年金番号に統合されていない年金番号があることは知っていたが、いわゆる宙に浮いた年金記録の具体的な件数については、国会等で取りあげられるまで知らなかった。	年金相談等お客様からの年金記録の確認等について、真摯に対応し、通常業務においても年金記録の解明を最優先課題として取り組んだ。 なお、年金記録の管理について、社会保険庁全体として、お客様の大切な年金記録を管理しているという認識が甘く、私自身もこの問題について、年金記録問題が取り上げられるまで意識が薄かった。 また、社会保険庁全体としても、どのように年金記録が管理されているか等の情報が少なく、現
5607	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		将来の年金に直接かかわる非常に大切な問題と認識しています。マスコミ等で報道されて存在を知りました。	お客様の相談等に適切に対応し、一人でも多くの方の記録問題が早急に解決できるよう努めています。現時点ではまだまだ統合等されていない記録が多くあり、解決へ向けさらに力を入れる必要があると思います。
5608	地方庁	その他(社会保険事務局)		期間調査については、人員を増やして早期解決を目指す		
5609	本庁	その他(本庁)			長年の間に蓄積されたもの。 報道があってから。	一人ずつ、1件ずつ解決していくしか、当時事務所にいた自分にはできなかった。
5610	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		昨年6月に任期付職員として採用、庶務課に配属され今日に至っておりますが、特に問題を認識することはありませんでした。	
5611	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録問題については、社会保険庁のみの努力では解決し得ないものであり、社会保険庁がすべきことは十分取り組んできたと思います。 あとは、国民に対しての、説明、理解の獲得に徹底すべきであり、マスコミからの知識ではなく、できるだけ直接国民へ語りかける方策が必要なのではないかと思います。 基礎年金番号制度をつくった理由、それに伴い手帳番号が宙にういてしまったこと、年金制度は「申請主義」であるという事、法律は職員に向けて書いてあるのではなく国民一人一人に向けて存在するもの。 年金制度というものは、個人の積み立てではなく「相互扶助」のためにあること。(五体満足で、働く能力のある我々で、働く事のできない、高齢者や障害者を支えるという事の必要性や重要性) 国民に説明、理解いただかなくてはいけない事はたくさんあります。 又、今後の請求に対して徹底して記録を確認し(すべて一度マイクロと突合させる期間調査の徹底など)記録の漏れを生み出さない。 そしてその制度を守るために、我々職員が全力で、誠意を持って業務を行っていく姿勢をみせていかなければならないと思います。	年金記録問題については、社会保険庁、国民双方の問題であると考えていました。(宙に浮いた年金等)また、申請主義に頼っていた「法律」の問題でもあると思っていました。 ただ、特殊台帳の突合わせ作業に従事した際に、職員の人為的ミスにとても我念な気持ちになりました。 又、記録問題については、マスコミから知り平成19年の秋くらいだったかと思います。	今回の問題については、未統合の方にたいしては、基礎年金番号制度の成立や漏れてしまった原因の他測などをお客様とともに話し合い、権力理解いただけるようにに努めました。 こちらの不手際については、徹底してお詫びし、ご容赦いただくように努めました。 反省点としては、加入履歴を確認していただく作業を年金定期便(35歳時)をおこなうまで、怠っていた事 機械化などで、記録の反映に欠如の可能性があるにもかかわらず、年金請求時にきちんとした確認を行っていなかったことが反省すべき点と考えます。 又、組織としてきちんとした人材育成、リーダーシップの養成、きちんとした引継ぎ、そして労働環境の改善が必要であったのではないかと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5612	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	特にありません	年金の記録をオンラインに切り替えた時のパンチミス 紙台帳の記載内容の不備 平成5年頃、年金の裁定業務に初めて携わった頃に知りました。	年金の裁定請求書の受付時において、過去の職歴を細かく確認し、本人の 可能性がある統合されていない年金番号の確認行為は行っていたのですが、 まだまだ不十分だったのかもしれません。
5613	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	記録問題については、問題が発覚してから知りました。 年金記録問題といっても、多岐に渡るものであり、解決には非常に時間がかかるものと認識しています。	問題が多岐に渡るものであり、順番に解決ができれば良かったとおもいます。同時に問題に対処する必要があったため、十分な対応ができない事もあったと思います。
5614	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	まず、年金記録問題専門の担当部署を設け、記録解明に向けた統一的な業務マニュアルを策定することが必要だと考える。 記録が判明した人は記録統合していけば済むが、問題は誰の記録か分からない場合、本人が申し出ても記録がでてこない場合にどうするか、裁判になった場合も含め長期的な対処法を考える必要があると思う。	私自身はこれまで総務課が長く、現場は昨年7月からの徴収課が始めてだったため、実際に問題を意識するようになったのは5000万件の宙に浮いた年金記録問題が発覚してからである。	年金記録の管理方法に限らず、これまで行われてきた事務処理が本当に正しいのか常に疑問を持って業務を行うようになった。 この問題の反省点としては①社会保険庁が内部体質であったこと②労働組合の方向性が誤っていたこと、が上げられると思う。 これは社会保険庁が発足してから今日まで長年に渡り蓄積されてきた問題である。オンラインもなく全て手管理だった時代、また紙台帳からオンラインへの移行時、適正な事務を行う上で本当に必要な人員が当てられてきたのか、また職員に適正な事務を行う意識はあったのか等、全てのことが要因になっていると思う。人員不足の中で、労働組合を傘に人員がいないんだから仕事ができなくてもしょうがない、という考え方が自然と職員全体に広がっていったのではないか。 今後は民間人の登用もあり、また地域間の広域異動も実施される。これまでのように皆が同じ方向を見ているといった狭い考え方はなくなると思う。日本年金機構が、各個人それぞれが新しい意見を出し合い、より良い組織にしていけるよう、私自身も更に努力していきたい。
5615	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金第3号被保険者の届出について、「現に3号の人が、配偶者の厚年加入期間が転職などで数日空いている場合、それが同じ月の中であれば、改めて3号該当届を提出しなくてよい」と言われていた事務所があるという話を聞いたことがあります。	3号特例届を提出しないと、年金受給権が得られない場合、特例届を提出された時点からしか受給権が発生しないようになってますが、上記のことが事実であれば、同月内の届け出もれについては特例措置を講ずる方策が必要と思います。	入庁2年目の1996年頃に、国民年金業務課に配属され、氏名索引を頻繁にやるようになってから、同一人かどうか不明の厚年、国年記録が無数にあることを認識し、同時期に厚年被保険者の住所収録が始まったので、住所情報のない厚年手番が無数にあるということは、保険者側からの記録の照合は非常に困難であろうことを認識し、残念に思いました。	資格確認が必要と考えられる場面において、他に番号がないか、積極的に氏名索引と職歴確認を行った。 反省点としては、このような状況にもかかわらず、積極的に記録を整備していこうという提案を実際には上げなかったことです。
5616	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録確認の専門職員を置いて、集中的に処理する。	年金記録が統合されていないものや、正しい氏名の読み方と違う読み方でWMに入っているものがあるのは認識していた。なんでこうなっているのかとは思っていたが、統合処理などは通常業務の中で当たり前にされていたことなので、年金記録の未統合等について問題としてはっきりと捉えてはいなかった。マスコミで取り上げられるようになって大きな問題として認識するようになっ	記録が統合されていないものを発見すれば、それに対して逐一対応はしていた。しかしきちんと年金記録問題を問題として認識することができていなかったことが反省点。
5617	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	現行のままで仕方ないと思います。しかし、安易に納付記録を認めることはどうかと考えます。	本当に支払った記録が消えてしまったのであれば、申し訳ない気持ちであります。将来設計に大きな誤差が生じてしまうと思います。ここまで大きな問題となることは想像できなかったです。 免除問題の頃には不安視していました。	来客者に対しては、親身になって応対し、少ない資料の中調査をしました。 記録の調査をするには、資料が少なすぎます。 平成9年基礎年金番号を導入時の手番重複者の曖昧さ、14年時の自治体の名簿廃棄等
5618	地方庁	その他(社会保険事務所)		課にこだわらず、全職員が高い意識を持ち、この問題に取り組み、常にお客様に迷惑をおかけしているという意識を持って対応することが必要だと思います。 年金に詳しくない職員も、勉強して年金ができた当時からの知識に明るくなり 全職員が対応できる状態を作る必要があると思います。	自分自身が平成14年採用であることもあり、ここ2, 3年の内に記録問題の内容について理解したぐらいです。年金給付課に在籍して、審査等も行っていましたが、この問題以前についていえば、旧姓のチェックなども緩かったり、担当する職員によって、処理が煩雑だったりと問題はあるなあと少しは意識していましたが、高い意識は無かったです。これらが積もり積もってこのような大きな問題になっていると思うと、私も責任は感じます。 自分自身の父親も年金の記録漏れがあったりしたので、国民的な問題と高く意識しており、問題解決に尽力しなければと思います。	採用されてから、まだ年数が少ないことから、旧法のことなどがよくわからないことが多かったので、自分で参考書やマニュアルを読み勉強しました。お客様にわかりやすく説明をするために、役に立ったと思います。 反省点とすれば、先ほども記入したように、職場及び職員一人一人の年金に対する意識の低さがあると思います。年金というものがいかに大事なことか、誤りが許されないことか、という意識や取り組みが全体で足りていなかったような気がします。
5619	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	特別な方策は思いつかない。地道にやるしかないのではないか。	昭和50年に入職後間もない頃に認識していた。	取得届が提出された時点で、18歳以上の方で厚生年金が新規となっている場合は、必ず事業所の事務担当者に連絡し、勤務履歴等を確認させた上で厚生年金加入がある場合は年金手帳の再交付手続きの指導を行った。 簡単に、新規番号を付与していたこと、年金番号は一人一番号であることが周知徹底されなかったことが要因と考えている。 基礎年金番号が導入されるまで、国民年金と厚生年金の担当業務課の連携がなかったことも要因と考えられる。
5620	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	現状のままでいいと思う	当初、年金記録に問題があるという認識がなく、(不適切な処理をしたことがないため)マスコミ等で報道され事実を知った。	問題意識がなかったため、特別な対応はしてこなかった。(不適切な処理をしなかったため)
5621	地方庁	その他(社会保険事務所)			紙台帳から電算化された時に、氏名相違された記録に変わったものがあることは採用間もない時期に、先輩に聞いた。1個人で解決することができる問題ではないと説明を受け、採用間もない時期で、仕事及び職場になれることに必死だった為深く考えなかった。	不適切な処理をした職員は、法令順守の意識が不足していたと思う。しかし所属の組織による指示があり、不適切な処理をした場合は、責任の所在を明らかにするべきだ。
5622	地方庁	社会保険事務所課長級以上		現行方法を正確・迅速に遂行する	記録問題が発生してから、問題の存在を知った。 問題の内容、記録の重要性等たいへんな問題と認識。	年金番号払い出しの処理、重複払い出しのないようできる限りのことはしてきたつもり。 WMになるとき、確認のしようがない等不安を感じた。
5623	本庁	その他(本庁)	知りません。	まず現場の状況を的確に把握することからでしょうか。	組織外にいたのでわかりません。 問題を知ったのはTVからでした。	組織外にいたので現時点ではわかりません。
5624	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	原点に立ち返り、すべての紙台帳・名簿等の再確認をひとつひとつ行い、本人記録への統合処理を速やかに行う。この方法しかないと思います。	正直言って、これまでは人間が処理を行っているので、誤解を恐れず申しますと、多少の記録の中には間違い・不備があるかもしれないと思っていました。 しかしながら、これほどまでの件数に及んで不備等あるとは認識を全くしておりませんでした。 知ったのは、新聞紙上等で取り沙汰されるようになったほんのこの2～3年前からです。	特別便等、本人から申し出のあったものは徹底的に調べました。このなかで、本人の申出どおり記録が見つかった場合はいいのですが、期間が異なる場合、記録が見つからない場合に加入記録がない等と絶対にいえるのか、との疑問が常に頭の中にありました。 反省点は、まず第一に、年金制度の変遷や標準報酬制度などを受給者・被保険者にわかりやすく説明してこなかったこと。 第二に年金裁定時に、職歴の確認を本人に十分行っていなかったこと(記録にあるものだけが本人の記録である、との思い込み)、021-1の記録をざっと示すだけで、096-1などの記録を示さず、本人と思われる別記録の会社名などをこちらから示さなかった事。 第三に名簿方式の時に(さん孔などの)入力処理と手書き名簿との突合・チェックがほとんど行われていなかったこと。 第四に、過去の経過から、都道府県単位・事務所単位での事務処理方法に異なる点があったことなどが挙げられると思います。 また、伝聞であり正確ではないかもしれませんが、第三者委員会より指示される記録補正の内容も、ありえないような、月額変更の方法を無視(?)したような標準報酬月額の記録補正になってるとすれば、今後問題が生じるのではないかと危惧しています。
5625	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。		ねんきん特別便の送付決まった時期に知った。	平成9年の基礎年金番号の処理が不十分であったと思う。
5626	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に認識していない。	現在行っているとおり、お客様ご本人に加入記録を確認いただき、お申出いただく方法しかないと思われる。	年金が請求行為である限り、ご本人様の加入記録申立に基づいて年金支給決定するため、請求時に本人記録を最終確認していたと認識する。そのため特に問題視していなかった。 年金記録問題が存在を知ったというか認識したのは、この事実が問題と決定付けられてからである。 現状では、年金に加入していたという事実をご本人様の記憶にも残っていないことが多いとわかった。	過去に年金番号の付番を安易に行っていたことが問題である。 行政側もお客様本人側も番号の重要さの認識の甘さが問題であった。 また標準報酬の加入者本人への通知や、納付者への納付記録履歴の交付することの遅さが反省点と思われる。
5627	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし			
5628	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	解決には年金制度に関する知識が必要であるため、知識もある人材の確保が重要と思う。また年金記録問題を最優先で行うなら他の業務を一旦停止することも検討が必要と思う。	統合されていない記録があるのはわかっていたが、仕方ない部分が多いのではないか。年金相談の窓口に居たときでも、相談者の難歴を聞き、氏名索引を行い、他に漏れている記録(別番号で明らかに本人の記録でないかと思われる)がないか確認してもらったが「違う」と言われればどうすることもできない。相談の待ち時間が多いこともあり、相談席についたときには怒っていて「早くしろ」の一点張りで話しも聞いてもらえないこともあった。	相談者に粘り強く聞いていくこと。会社名が間違っている(記録もあるが本人の記憶も)ことがあるため可能性を考えて行うこと。相談しやすい雰囲気(口調や態度)を作ることを考えている。問題の反省点としては、年金制度が今ほど周知されていなかったこと大きいと思う。一人に一つの番号という意識が社会全体になかったため、同一人物に同じ年金制度の番号が転職のたびに払い出されている。
5629	地方庁	地方社会保険事務局長			記録関係には年金額の計算の基本であるため、重要と思っていました。 問題になってから、初めてこんなに洩れていることを知りました。	記録は紙台帳では無く、早くに、電子媒体簿等で保管するべきと考えました。
5630	地方庁	社会保険事務所長	厚生年金被保険者期間について、保険料が滞納で不測の倒産などで債権確保が出来なくても、滞納月が実期間になる。	法整備が必要と考えるが、例えば、国年の合算対象期間のように取扱うなど。	認識不足であったことは否めませんが、当時[平成10年頃]の認識は、被保険者等からの期間照会や年金請求時に未統合記録は、ほぼ解消できると考えておりました。 記録問題の存在は基番導入の数年後に認識しました。	平常業務も能大にあり、私自身が経験しました年金業務では、年金相談に来訪された方につきましては、ご本人様から情報を得られる機会でもありますので、念入りに職歴等の突合せを行い、ご本人様に確認頂いたうえで、請求書をお預かりするなど、個々の対応しかできませんでした。 長期に渡り、被保険者に対して、被保険者証や年金手帳の交付のみで、現在実施している特別便・定期便のような情報提供を実施出来なかったことが一因と考えます。当時[昭和30年代～50年代]は大部分の業務が手作業ということもあり、職員数や予算の問題などで、実施困難だっ
5631	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にない。	現在行なっている取り組みを継続し、どこかの時点で、再度、名寄せを行い、被保険者、受給権者への通知を行なう。	最初に年金記録問題が取り上げられたときは、基礎年金番号に取り込まれていない記録のことと考えており、年金の決定の際にすべて取り込めば良いと考えていた。 しかし、記録そのものが、オンラインに残っていないことは、最初の報道等から半年ほどしてからだったと思う。	オンラインに記録はあることが、前提だったので、本人に事業所の確認をし、基礎年金番号に登録すれば良いとの対応をしようとしていた。 また、オンラインに記録が残っていないことは、当時のオンラインへの切り替えが行なわれなかったことが、反省点として挙げられると考える。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5632	地方庁	その他(社会保険事務所)	専門職の大学校研修の際、都道府県の健康保険保険料100%徴収率達成のため、大変ひどいこと(選及全喪、新適取消、保険給付返納もみ消し)をしたという自慢？話をその当時徴収課長であったという者から聞いた。また他の出張の際にもその裏付になるような別の当事者の話を聞いたことがある。どこの都道府県かは本庁が一番よくご存知のことと思います。	庁保存記録の早急な電子記録化を求める声は多いと思いますが、不可能部分が多数あることを公然化(画像PDF公表)することからスタートだと思います。	厚生年金記録の事故リスト補正を担当していた30年くらい前のことです。まじめに処理していましたが、他の多数県(某労働組合所属)がある要求事項獲得のため「事故リスト拒否闘争」？を始めたということで、その業務自体が「廃止になった記憶があります。こんなことでいいのか・・・と当時は思いました。 20数年前の大学校普通課研修で、講師から「昭和16年から現在(たしか昭和57年)までの労働者のべ人口は約1億人程度だが、厚生年金番号はその数十倍払い出している。一体これをどうするんでしょうかね」と他人事の様に 言っていたことに腹が立った記憶があります。	20歳代のとき、家族同様の上場企業役員から転職を進められたとき、転職後に、記録問題も含め、知る限りの告発をしようと思ったことはありました。 本庁(ノンキャリ族)と特定労働組合間の組合交渉を装った「なれあい」が記録整備も含め、事業がまともに進まない原因であることはその当時(30年近く前)から知っていました。個人としては何も(誰も)悪くないと思っていますが、(役所)組織の一員としての責任を果たしている人が自分を含め誰もいなかったことが反省点でしょう。
5633	地方庁	その他(社会保険事務局)	これ以上のことは分からない。		今と同じように最重点事項として認識しておりました。 問題そのもの事態は前からあるのは分かっていた。オンライン切替の際の入力ミスや3情報がすべて反映されていない記録とかあることは知っていたので、少しはこういったケースがあるものだと認識はしていた。ただ、オンライン記録さえない記録や切替誤りがこんなにたくさんあるものだとは知らなかった。	できるだけ丁寧に対応したつもり、ただ、今振り返ってみると最初は年金受給者でしかも高齢の方。今ほど過去(旧法等)の制度に精通しているわけではないので説明不足、認識誤りもあったのではないかと思う。 反省としては、今後定期的に年金加入状況を送付して本人に確認してもらう事を徹底すれば今後問題はないものと思う。
5634	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	平成9年1月の基礎年金番号が導入されてから、基礎年金番号以外の手帳番号を持っている場合は、申し出をいただくなどのお知らせにより、記録整備を進めてきましたが、なかなか被保険者の方から回答が得られず、記録統合が進まなかったのかなと推察しています。 平成19年に「宙に浮いた年金記録」として社会問題化したことにより、これまで社会保険庁が段階的に行ってきた記録整備のスピードが一気に加速し、現在に至っています。日々の記録確認業務を担当する中で本人の可能性が極めて高いお客様でも連絡・確認がとれず未処理となっているケースも多くあります。 その原因は、住民票をそのままに老人施設や介護施設へ入所したり、子供や孫の家に身を寄せたり、さまざまな事情によるものと考えられますが、名寄せ結果が「A」で基礎年金記録と重複がないケースとか国民年金台帳特殊記録との突合結果が切り替え時の「漏れ」として確認できたケースなどは、行政側で本人判断として統合し、その結果を本人通知するなどの取り扱いをすることにより、解決されるケースが増えると考えています。 もちろん、名寄せ結果が複数存在する場合や基礎年金番号記録との重複がある場合は、より慎重に本人確認が求められますが、一日も早く記録統合を完了し、今後の「ねんきん定期便」による定期的な記録確認により、お客様から「安心して記録管理されており年金受給ができる」との評価をいただけるよう日本年金機構においても全力を尽くしたいと考えています。	昭和50年に社会保険事務所の国民年金に採用となりましたが、当時は、被保険者毎に台帳を作成し、資格記録・住所記録・納付記録を手管理で処理していました。 例えば、被保険者の方が再取得と住所変更の届出をし、保険料の納付があった場合は、1枚の被保険者台帳をそれぞれの担当職員が保管ケースから引き抜き処理しますが、業務処理後決裁が終了し保管ケースへ格納されるまでに相当時間がかかったことから、担当によっては「未処理簿」へ記入し別の被保険者の処理をすることもありました。納付記録の検認は一斉に処理したため、台帳が保管ケースにないことも珍しくなく「検認未処理簿」へ記入し、後日点検処理をしていました。 一例しか挙げていませんが、記録問題は、こうした未処理のその後の処理点検が不十分であったことから「記録漏れ」が発生したと受け止めています。 また、平成9年1月の基礎年金番号が導入される前までは、厚生年金の手帳番号も会社を替わるたびに取得し、記録を分散して管理していた被保険者も多数存在したことから、年金請求時の職歴確認が被保険者本人の記憶に頼っていたことも「記録漏れ」の一因としてあったのではと考えています。 さらには、厚生年金の紙「原票」時代の中間記録進達による「事故リスト」のその後の点検処理やコンピュータへの記録切り替えに当たって、旧い紙台帳時代の名簿等の記入された名前や会社名、数字が判読できないほど達筆？であったなどの複数の要因が積み重なった結果と考えて	記録問題が発生してからは、電話や訪問による記録確認作業を積極的に対応してきました。 これまでの行政対応として、「お客様の記録をお預かりしている」との意識は、私自身も十分ではなかったと反省をしています。 日々の記録整備の業務を担当し、改めて記録管理の重要性と過去の事務処理の積み重ねから発したことといえ、あらたな組織においても「お客様の記録をお預かりしている」との姿勢を大切に業務処理を進めていく所存です。
5635	本庁	その他(本庁)			業務上氏名索引を行なったとき、未統合の手番が多いことを感じた。しかし、 正直どうしてよいか分からなかった。この未統合の手番が「記録問題」としてメディアで取り上げられるようになってから、このことを問題と感じた。	事務所勤務で国民年金の担当だったときは、窓口に来たお客様の氏名索引をし、記録漏れがないか確認するようにしていた。
5636	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	現行の各種調査・回答関係を独立した組織で実行する。	○正確な記録あるいは、全て収録なっているという認識であった為、特に問題と認識していなかった。 ○マスコミ報道が激しくなった平成19年頃の存在を知って、今までの認識が根底から崩れた。	○一人ひとり、個別に確認するしかないと思った。○紙から、コンピュータに切替時(ただし、性能は今みたいではなかったと思うが)に、もう少し正確になっていたら都思う。 ○その時代は、その時代で、非常に忙しかったと思うが、全体的に社会保険の職場は、現在も忙しすぎる。この羽陽名状態では、第2の記録問題にならないよう、地道に、着々と、前向きに取組んでいくしかない。
5637	地方庁	社会保険事務所長	特になし	現行の対策について、地道に取組むことが肝要だと考えます。 なお、未統合記録の取組みにあたっては、個々の記録がより完全に整備されることが重要な要素となるため、早急な対応が必要です。また、確実な調査を行うために、経験を持つOB職員等の起用も必要と考えます。	基礎年金番号に未統合となっている手番記録の存在とオンライン登録されていない記録の存在については、基礎年金番号創設以降わずかに意識はあったものの、最終的には年金請求時にすべての記録が判明するとの思いがありました。また、記録内容等についてはすべて適正なものとの意識があり、まれに不備事項があがってもレアケースとして捉え、問題視することはありませんでした。 この問題の大きさについては、各種報道等で知って以後、本庁からの情報とその対応業務において、時間を追って問題の重大性を認識するようになりました。	時の経過とともに解決する問題と思い、特に意識はしていませんでした。 職員等に年金記録の実態についての情報公開(伝達)がなかったことで問題意識が喚起されなかったことと併せ、現場職員等の仕事への認識と責任感が希薄だったために記録等の扱いを軽視する結果となったことが、大きな反省点と考えています。 なお、組織全体が問題の重大性を認識し、せめて基礎年金番号創設時に徹底した取組みができていれば、多くの記録が判明し被害も少なかったものと思われ、非常に残念です。
5638	地方庁	その他(本庁)		被保険者台帳とオンライン情報を突合しても、完全に記録を回復するのは困難と思われるので、被害者救済のためにはなるべく被保険者からの申し立てを認めるべき。野村修也著「年金被害者を救え」の中で提起されているとおり、突合作業に要する経費を被害者救済に回すことで合意できれば、年金記録問題は解決すると思う。	基礎年金番号が導入された時点で、未統合の記録が大量に存在することは知っていたが、裁定請求の際に確認を行っていたので、特に問題とは認識していなかった。	窓口で被保険者と応対する際などに、できるだけ本人に記録を確認してもらうよう心掛けた。反省点としては、今まで積極的に被保険者に対して情報提供を行ってこなかったことと考える。
5639	本庁	その他(本庁)		各個人の相談に真摯に対応し、再裁定の処理を迅速にすすめる。 記録の統合について、2年後の集中処理終了後に結果を報告し、今後も引き続き処理をしていくことにより解決できると思います。機構が処理をしていることをきちんと伝えることが必要です。	組織の重大な問題という認識です。マスコミ報道によって認識しました	まずは相談者1人1人の用件を確認し、少しずつ解決にむけて努力しました。事情は個人差がありますので、そういった地道な取り組みしかないと思います。 基礎年金番号発足時に本人からの申し出のみの統合作業でしたので、そのときに庁としてきちんと未統合番号を今のように本人へ確認することができたらと思います。
5640	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	職員を増やすべきではないでしょうか。 小さな政府はかまいませんが、アルバイトをいくら増やしたところで問題解決に至るとは思えません。	社会保険事務所に勤務が決まる前から知っていました。 広報不足による国民への周知の不徹底などから生じる、国民の不関心 職員の説明不足など、職員のあり方の不誠実さから生じたんではないでしょうか	現場の職員と庁の職員の認識の違いが大きいのではないでしょうか。 国会議員の人気取りのための作業も多くあったが、それらは年金記録問題の解決につながるものなのかわからないと感じます。 やってしまった後に現場に連絡が来ても対応できないこともしばしばありました。
5641	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	人員増	社会保険庁の年金記録の管理方法不備。被保険者の年金手帳管理、事業所の届出誤り等多くの原因が重なって問題が起きたと思います。問題が存在することを知った時期は覚えていない	
5642	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	(6)との関連で、無回答とします	複数の年金番号を所有する個人の問題及び個人が複数の年金番号数を検証できなかった行政の問題 平成8年6月頃に基礎年金番号導入の際の他手番という言葉が使用されていることで、統合になっていない年金番号への対応が検討されていることを知った	他手番が存在することを広報するのみで、対応経過及び結果が周知されなかったこと。及び年金手帳の交付(再交付)が無償であること
5643	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	人員を増やし、一つ一つ地道に解決していくしかないと考える。	あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。 ＞今までの社会保険庁の年金記録のあり方をを改めて見直す機会であり、 国民の信頼を回復する為の問題との認識。 また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。 ＞平成20年2月に任期付職員として採用されてから問題の存在と大きさを知った。	(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。 ＞土日閉庁日も含め、空いている時間は自分の出来る範囲で支援を実施した。 現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。 ＞職員一人一人の意識が今までは低かったのではないかと思われる。
5644	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	まず、終わっていない回答業務や補正業務、年金額改定業務を完了させることが求められています。特に、残った作業は解明が難しいものが多くあると思われるので、経験者を含めたマンパワーを投入し、早期に終了させる体制をしくことが必要だと考えます。	平成17年頃知りました。まず、記録の登録もれの問題から、登録記録の改竄の問題に拡大したように認識しています。また、照会に対する回答業務が対応し切れず、長期化したと思います。	全ての記録について、正しく補正すべきと思いました。確認作業は1件づつ完結していくしかないと考えました。 反省点として、作業規模の把握と作業体制の確立について、脆弱であったと思います。
5645	地方庁	その他(社会保険事務所)				
5646	地方庁	その他(社会保険事務所)	旧法は各制度で通算1年以上の加入が無ければ年金に繋がらない為、通算で1年に満たない期間しか加入されていない方は国民年金に加入して納付し重複して納められている方が多い。本人が厚生年金保険に加入した際に届出するのを忘れていただけなのか、事業所が本人に告げることなく適用したのか、国民年金に加入手続に役場窓口に行った際に職員から指導されたのかわからないが、旧法の年金受給者は記録が判明し統合することによって記録補正され年金が増えず減額となってしまうため、統合に協力を得られないと思われる。 新法の年金受給者及び被保険者については配偶者加算・振替加算(夫婦どちらかだけが現在では、厚生年金保険20年以上(中高齢で15年以上))を受給したいために、年金記録を統合することによって夫婦共に厚生年金保険20年以上(中高齢で15年以上)とならないようにするため、年金記録の統合に協力しないと思われる。	まず、旧法の年金受給者と新法の年金受給者の対応を分けること。 その上で旧法は各制度で通算1年以上の加入が無ければ年金に繋がらない為、通算で1年に満たない期間しか加入されていない方は国民年金に加入して納付し重複して納められている方が多い。本人が厚生年金保険に加入した際に届出するのを忘れていただけなのか、事業所が本人に告げることなく適用したのか、国民年金に加入手続に役場窓口に行った際に職員から指導されたのかわからないが、旧法の年金受給者は記録が判明し統合することによって記録補正され年金が増えず減額となってしまうため、統合に協力を得られないと思われる。何らかの救済措置が無ければ協力を得て統合することはできないため結果、未統合の年金記録は残ると考える。 新法の年金受給者及び被保険者については配偶者加算・振替加算(夫婦どちらかだけが現在では、厚生年金保険20年以上(中高齢で15年以上))を受給したいために、年金記録を統合することによって夫婦共に厚生年金保険20年以上(中高齢で15年以上)とならないようにするため、年金記録の統合に協力しないと思われるケースについては、本人から自分尾記録である旨の証言をえるには配偶者加算・振替加算等を不正に統給する為に協力をしない場合には、罰則規定でも設けない限りは協力してもらうことは厳しいと考える。 全体の決着点について上記の本人の年金が減額又は返納となる恐れがあるものについて協力を得られないと思われる点があるため、生存されている20歳以上の国民全員からねんきん特別	採用から2年経過(平成8年頃)したころに記録補正の業務を担当することになり、情報のオンライン化する際にパンチ入力ミス等がかなりあることが判った。 当時このことについて先輩等に確認したところ、オンライン化された時点からすでにパンチ入力ミスがあることは判明していた為、社会保険庁からそれまで使用していた紙ベースの台帳を破棄するよう指示されていたがそういう状況であったため、香川県では特別に保管していると聞いていた。 また、その状況から改善することは出来ないか問い返したところ、当時の保険課・年金課(現事務局)は社会保険庁へその問題を早くから打診していたが社会保険庁では、予算的に無理という理由の回答を受け、当時の県の保険課・年金課のレベルでは、予算の無い状態で膨大な量の年金記録のパンチ入力ミスを洗い出すことは不可能との判断になったため、水際対策として年金を受給する年になった方が請求にこられたとき等で、本人が申立した記録や持参している年金手帳に収録されている記録以外に記録を持っていないか思いつく限りの氏名の読み替えして検索したり、不自然な記録状態になっていないか見直ししたりして対応していると聞かされていた。	対応としては、個人で出来うる範囲で年金記録を疑ってかかり、可能な限り訂正してきた。 具体的には過誤納決議する際にオンライン化される前の納付記録であった場合には取扱要領で示された特殊記録保持者以外でも「被保険者台帳」又は市町保管の「被保険者名簿」を確認して決定をした。 年金給付では、年金裁定時には旧姓以外にも読み間違えしそうなフリガナにて可能な限り検索し、記録の確認においては年金請求時に当時は必ず戸籍謄本・住民票等が添付されていたため、請求者以外の配偶者記録も併せて記録漏れが無いか、誤りが無いか過去の経験等を生かして思いつく限り調べた上で決定していた。 また、異動での引継や後輩への指導ではオンライン化でのパンチ入力ミスを念頭に置いて確認作業をするように指導してきた。 反省点については先ずは、制度の欠陥！ 人間がする限り、完璧な記録保存などありえない。 何十年(今後も保険料方式であれば何百年と続く)もの資格・納付等の記録は申請・納付・受付・処理・管理・支払・確認すべてにおいて人がすることであるため、間違いないものを完璧に管理できるというのは不可能。 早急に税方式に転換することが必要と考える。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5647	地方庁	社会保険事務所課長級以上		年金記録問題については、正しい記録に訂正させていただくため、現在、確認できる限られた資料を精査し突合照合を進め訂正を行う事に尽きると思います。	最重点課題として、被保険者記録の調査と早期回答に努めた。 以前から、区役所や社会保険事務所の窓口に年金手帳や領収書を持参し、国民年金の納付記録のもれ等について、調査し訂正を行っていた。 年金請求時に、加入記録を確認し氏名索引を行ない手帳番号の登録を行い年金裁定をおこなっていたが、オンライン以前は、他制度の加入状況について確認できなかったため、請求もれ	被保険者の立場に立って、分かりやすい言葉づかいを心がけ、記録の確認に努めた。 国民年金の場合、窓口である区市町村の被保険者名簿の保存が無く、 社会保険事務所においても紙台帳の保管がないこともあり、正しい被保険者記録を調査することが、大変困難になってしまっている。
5648	本庁	その他(社会保険事務所)	ない			
5649	地方庁	その他(社会保険事務所)				
5650	地方庁	その他(社会保険事務所)			基本的にWMの記録は間違いないと思っていたので、問題が公になってから。	問題が公になってからは、ひょっとしたら間違って登録されているかもしれない可能性があるので、間違えていることを想定して調べるようにした。 記録の管理が甘かった点が問題だと思います。
5651	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特に無し	被保険者台帳と資格記録の突合作業を徹底して行う必要がある。 ただし、平常業務との平行は不可能に近いと思われる。 専門担当部署を設けて、作業に専念できるような体制を組むことが望ましい。	国民の年金に対する意識が低すぎる。 自分の被保険者記録について、いつどこで働いたかどうかぐらい覚えているべきだろうと思っていた。	もちろん、個人の落ち度によるものもあるが、会社側の問題、事務所側の問題等様々な原因があって、今現在の大きな社会問題に発展している。 精神誠意をもって対応すべきであるが、一方的に社会保険庁の責任といわれるのには疑問が残
5652	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			基礎年金番号制度の完成までへの途中と認識していた。基礎年金番号に統合されてない手番がまだ多数あるのは承知していたが、件数的にどれだけ残っているかは把握していなかった。業務センターの記録整備作業や年金請求時の職歴確認作業等で徐々に解決されていくものと考えていた。マスコミ等で5000万件の宙に浮いた年金記録があるという報道で知った。	自分の職務の範囲で、統合できる手番を見つけた場合は1件でも多く処理したいと考えていた。 今、これだけ大きな問題になるのであれば、充分な人的体制を組んで計画的に早期処理を行うべきだったとは思うが、公務員については当時から人員削減や予算の圧縮が言われて実現は困難だったと思われる。しかし、ほとんどの国民に影響する重大な問題であることから、その実
5653	地方庁	その他(社会保険事務所)		社会保険業務の知識をもった職員が時間を掛けて、着実に進めていくほか無いと思います。	H14-H16頃、年金給付の担当の際に、共通090の氏名検索をして、本人のものではないかと思われる記録がある場合、必ず本人確認を行っていたが、当時は、会社名等を相手に伝えてはいけないということになっており、本人が思い出せないと別人記録として扱わなければならず、統合されていない記録が相当数あると感じた記憶があります。また、未支給請求書の審査の際も、氏名索引にて、もれている記録が無いか見て確認しましたが、その際に遺族の方に記録を確認すると判明する記録もあり、新規裁定や再裁定が必要なものが多数でてきて苦労した記憶があります。ただ、報道された5000万件という数字には、まわりの諸先輩方を含めた同僚も、想像もつかないような数字にびっくりしていました。	氏名検索をする際に、読み方が変に入力されている場合や、生年月日が間違って入っていることが多い事に経験則的にわかっていたため、裁定請求書審査の際の氏名検索には気をつかっていたし、確認していないものは入力に繋さなかった。 しかし、そもそも、コンピュータ入力されていない記録があることは、わからなかった。基礎年金番号が出来た際に、統合されていない記録やコンピュータ入力されていない記録があることは、社会保険庁(本部)にいる人間であれば、知ることが出来たことだと思うし、それをしなかった社会保険庁及び厚生労働省の幹部に責任があると思います。確認の知らせを送ってはいたのでしょうが、それでは不足だったことは明白です。各個々人の対応でなんとかなる問題ではないので。 その責任がいつの間にかすりかえられて、現場の職員が悪かったような、世間の論調になって
5654	地方庁	その他(社会保険事務局)	厚生年金記録の同月得喪があり、その後、同月に厚生年金に加入した際に問題がある。法律上は、後に加入した厚生年金記録のみ保険料がかかるはずであるが、同月得喪記録である、前に加入した厚生年金記録についても保険料を徴収し、保険料を還付していないケースが多い。	同月得喪記録の事業所と被保険者の関係に考慮して、還付手続きについて、マニュアルを作成すること。還付対象者に、年金機構から還付できる旨の通知をするシステムの開発をするべき。	○制度の問題 長い年月通用する制度はあり得ないので、制度の改正が繰り返され複雑になり、被保険者が理解できない。 ○現場の書類手続きの問題 社会保険事務所、市区町村役場、事業所、社会保険労務士、被保険者等、全てが長い年月、完璧に手続きをしていなければ必ず起きる問題。人がやることなので必ずミスはある。 社会保険事務所で書類の審査や、電話対応の業務をしたときに問題の存在を知った。	○制度の問題 被保険者に、理解してもらえるよう丁寧に説明することを心がけた。 ○現場の書類手続きの問題 事務手続きに間違えのないよう心がけ、業務処理をした。 ○制度の問題 シンプルでわかりやすい制度設計。 ○現場の書類手続きの問題 たくさんの、能力のある人員の確保。
5655	本庁	その他(本庁)				
5656	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	業務を継続していくしかないと思います。	本人の申出と年金記録が一致しないことがある、と実感したのは、平成16年に年金給付課に配属された時です。ただその頃は、「問題」という認識はあまりなかったように思います。管理がずさんであったという報道に驚き、「問題」として認識するようになりました。	期間調査を経験して気づいたことは、一件ずつ地道な作業を繰り返すほかこの問題を解決する術は無いということと、時間はかかるが解決できる問題だということです。最初に早すぎる期限を切ってしまったことが、反省点ではないでしょうか。
5657	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金記録問題については、早期に被保険者名簿の画像化を実現すべきです。また、業務センターの旧台帳記録を早期に全てオープンすることが必要だと思います。		
5658	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	消えた年金については、職員の労働環境を確保しつつ、可能なかぎり調査するしかないと思います。	消えた年金については、過去の記録管理が悪かったということ、徴収課については制度上の問題が大きいと思いました。世間一般と同じ頃だったと思います。	社会保険業務センターの電話相談や記録回答票の作業を手伝いました。 将来を見据えた記録管理ができていなかったのだと思います。
5659	本庁	その他(本庁)	存じません。	組織一丸となって、集中的かつ迅速に対応する必要があると思います。	全国でそのような事例があるということで、根の深い問題であると認識していました。 マスコミ報道等により、年金記録問題が存在することを知りました。	どのように対応しようとしたかについて、具体的にはありませんが、組織の一員として積極的に問題解決に取り組む必要があると思いました。 反省点としては ・本庁・業務センター・地方庁でそれぞれ取扱いの違いがあったこと(ガバナンスの不徹底) ・問題が起こらないような事前防止策実施の不徹底(決裁システムの不備) 等が挙げられると思いますが、最も重要なのは、職員一人ひとりの意識の問題であると考えま
5660	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
5661	地方庁	その他(社会保険事務所)			老後の保障である年金記録が反映されていないという年金制度の根幹を揺るがす様な大きな問題と認識していた。5000万件記録の報道がされた時。	年金給付課に配属されていたことから記録漏れの年金を少しでも早く受けてもらうために、再裁定業務処理を行った。 年金制度が始まった以降、基礎年金番号導入時や年金請求時等、本人記録を再確認する機会があったと思うが、徹底した記録の再確認が行われてなかったことが大きな反省点と考えます。
5662	地方庁	その他(社会保険事務局)		全職員に個人情報保護に対する意識を徹底させる。 国民の視点にあわせた業務を行う。	個人情報保護が徹底されていない。 平成19年2月末頃	お客様一人一人の立場にたって業務を行われなければならない。
5663	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません。	全職員による対応が必要だと思います。 それぞれに各業務を抱えてとは思いますが、集約場所だけでは限界があると思います。 現状では記録調査についての判断ができる職員の数が足りないと思います。	一人に複数の年金番号があることは認識していましたが、これほどの数の年金番号が未統合になっているとは思いませんでした。	問題の先送りをせず、その都度解決していくこと。 職員の各業務の専門性を考えて、スペシャリストを育成していくこと。 被保険者や事業所への公的年金制度の周知をもっと図るべきだと思います。
5664	地方庁	その他(社会保険事務所)		名寄便についてフォローアップ照会を行ったように、黄色便等についても個別に対象者と接触することが必要と考えます。	基礎年金番号に登録されていない年金記録が存在すること。 平成9年から。	年金給付担当であったため、窓口相談や電話相談の際、空白期間などを具体的に指摘し記録漏れがないかを確認していました。 被保険者記録として収録されている記録については確認していましたが、名簿等でしか確認できない記録(未収録記録)が存在することを知ったのは最近のことでした。もっと早く知っていれば、より緻密な対応ができていたのでは、と思っています。
5665	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。		紙台帳とオンライン記録の不突合。採用から1、2年の頃から。	自庁分については、問い合わせがあった際に、紙台帳を確認していた。 記録の管理については『記録照会システム』をもっと早く作るべきだった。ただし、今のシステムについても、まだまだ改善のひつようがあると考えてる。
5666	地方庁	社会保険事務所長		年金加入期間と報酬月額について、きちんとした認識を国民に持ってもらうようマスメディアの協力を得て、説明をすべきと思う。 たとえば国民年金と国民健康保険とを勘違いしている人は現在でも多く存在する。また、企業に勤めた期間と厚生年金に加入した期間もイコールではない。報酬月額も定時決定・随時決定により決まるということ。そういう基本的な説明をまずするべきであった。基礎年金番号に統合されていない番号があっても記録がなくなっているわけではないから安心しておいてほしいというメッセージがあったらよかった。 これらのことは、社会保険事務所の窓口できちんと説明し、納得していただいている。 5000万件が一人歩きし、混乱に陥れてしまったのではないか。 社会保険制度は国民に安心を与えるものでなければならない。新しい大臣のもと、日本年金機構設立のこの時期に、正しい理解と協力が得られるよう国民に向けて、発信すべきと思う。	平成18年6月ごろ、事務連絡が流れて問題を知った。 当時は手番の統合もれしか考えが及ばず、基礎年金番号に統合されていない番号が5000万件もあるのかと簡単に考えていた。 その後、年金記録の管理方法、オンラインシステム導入時の移行処理、年金請求時の確認方法などいろいろな要素が問題の根底にあると認識している。	オンラインシステム導入時に記録の変換作業を行い読み合わせ等で確認作業は行ったと記憶しているが、そこでのチェックが甘かったかもしれない。 また、紙台帳はマイクロ化した後も廃棄せず、すべて残しておくべきだったと思う。 正しい理解をしてもらうための丁寧な説明と申出についての迅速な調査を行うよう努力している。 反省点は今からではどうにもならないので現状で最善を尽くすしか方法はないと思う。
5667	本庁	その他(本庁)			自分が採用されたのが平成16年のため、各メディアでとりだたされるまで知らなかった。	
5668	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			複数、年金手帳番号を払い出された結果、記録が統合されていないことも問題ですが、複数の基礎年金番号をお持ちの年金受給者様が複数受給権を取得し、それぞれ違う基礎年金番号で年金が決定されるた場合、併給状態の調査・確認が出来ず、そのまま複数の年金を併給されてしまうことがあり、少なくとも基礎年金番号導入前に認識していました。	個別に発覚するたびに、何らかの形で併給調査を行う必要性は問題提議いたしましたが、その当時はその立場(係員)で判断できるものではないと言われたこともありますし、報告するだけでその後の動向まで確認する意識に欠けていました。
5669	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			年金(主に老齢)請求時に整備する、という認識でした。問題の存在をはっきり認識したのは平成14年頃、記録課在籍時です。	当時はBで書いた認識です。大方の人が私と同じ認識だったと思います。問題の存在に気付いていながら、内部では思い切って問題解決の提案をする人がいなかったのが反省点です。
5670	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	自分だけではないと思いますが、年金問題が明らかになる前から、受給権者の資格記録(厚生年金の手番)が判明し、再裁定処理や遺族年金の裁定時に年金額が下がることになることから、受給権者本人や遺族の方に説明し、記録統合せずに対応していた事実はあると思う。	更なる受給権者、遺族の方に周知徹底が必要と考えます。	年金制度の大きな取り返しのできない問題と認識した。当庁だけの問題ではなく、国民皆さんの意識の問題もあるかと思います。年金制度に関心がなかったことや周知不足なこともあるかと思います。 基礎年金番号導入前になりますが、被保険者が再就職する際に年金手帳を紛失したことにより、新たに手帳番号を発行したことが問題を大きくしたと思います。	周知徹底と年金制度に関心をもってもらうようお客さんと接した。 平成9年の基礎年金番号導入の際に手番を統合するよう更なる周知を行うべきであったと思います。
5671	地方庁	その他(社会保険事務所)	思い当たりません。		報道で知った。 統合帳当時の業務を行ったことがないのでどのように処理が進められていたのかわからないが、これだけの膨大な情報をどのように管理していこうとしたのか、不思議だった。	現時点で個人の埋もれている記録のできる限りの情報収集に努めようと思った。 個人がいくつかの年金番号を持ち得たり、保険料を納められなくても法人事業所が強制適用になったり、第三者委員会でのあっせん内容で法律無視されていることなどから年金制度自体の精査が必要だと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5672	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	現在の取り組みを確実にこなしていくことが大事だと思います。	大変な問題だと思いました。存在を知ったのは、新聞報道等で騒がれ始めた時期です。	年金制度の信頼確保のために、全力を尽くそうと思いました。過去のその時点で、適切な対応がとられていればよかったと思います。
5673	地方庁	その他(社会保険事務所)	任期付職員として4月より職員となりましたので特に知っていることはありません。	現時点では、職員の方々はほんとに一生懸命問題に取り組んでおり、職員になる前に思っていた印象とは違っていました。このがんばりを続けることができたならきっとよい組織になっていくものと感じております。	職員となったときすでにこの問題は発生していました。	年金問題の現場にきて、非常に難しい問題だと感じた。知識、経験を必要とし外部からみれば記録の統合などすぐにできると思っていたが、1＋1＝2といほど簡単な問題ではなかった。やはり基礎年金番号制度ができたときに記録を統合しておくべきだと思う。
5674	地方庁	その他(社会保険事務所)			解決しなければ、いけない問題として認識して、被保険者に対して対応しておりました。 年金特別便の対応が始まったころ。	被保険者の立場で物事を考えるも、適切な判断ができるように、法律遵守、マニュアルを基準にして対処した。 反省点としては、被保険者の対応できる時間が足りなくて、すべてにおいて、十分な対応が出来たとはいえないこと。
5675	地方庁	社会保険事務所課長級以上		1件ごとに事例が異なるため、過去の案件については細かく確認していくしか方法がない。法制度の変更も多く、単に人を増やしても対応は難しい。当時の事務処理について詳しい者(事務所・役場・徴収員等)の応援があれば非常に助かります。	過去の記録が正確に登録されていないものがあることは、マスコミ報道があるまで知らなかった。 平成9年に基礎年金番号に統一した時点の未統合が多々残っている問題は それぞれの制度で番号管理していたものをひとつにまとめる作業に数年かかることはやむを得ない面もあると考えるが、マスコミ報道を多用するなど、もっと広報に力を入れて迅速な対処が必	わかりうる記録の中で懸切丁寧に相談者に対して説明しています。 この問題の反省すべきところは職員の「個人記録の管理の重要性」の認識の欠如が一番だと思います。
5676	地方庁	その他(社会保険事務局)	平成9年に基礎年金番号制度が始まるまで、年金番号が複数あること。 記録を社会保険庁で勝手に統合してはいけないことになっていること。	わからない。 何をもって解決とするのかが、まだ決まってないように思う。	当時は、年金給付の関係の係ではないので、年金特別便の手続が始まるまで、わからなかった。	日々の仕事を誠実にこなしていくことによって、問題を解決しようと思います。
5677	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	システム開発と人数増員	職員一丸となって解決していく問題。知ったのは報道されたのと同じ頃。	進達されてきた原義はすぐに処理に取り掛かる。
5678	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	古い記録を調査確認するためには、社会保険業務の経験が必要です。 今回、年金機構に採用されない人や、OBに協力をいただき、スピードも必要ですが正確な作業を担保するために経験者の大量採用が必要と考えます。	年金請求時に調査解明するしか方法は無いと、認識していました。 基礎年金制度発足時	年金請求の相談時において、職歴の聞き取り調査に重点を置き相談対応していました。 年金記録問題が報じられたときに、記録の誤りと、年金手帳複数所持者を同一の問題として取り扱われたために、無用の混乱と費用がかかっている。
5679	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特に知りません。	システム開発が可能なものはシステム開発を行い処理スピードをあげ、手作業処理しかできないものは、時間がかかっても地道に1件1件処理していくしかないと思います。	実際に記録統合や再裁定処理を行う部署だけでなく、社会保険庁全体で解決していかなくてはならない問題だと思っています。 問題の存在は、新聞報道や事務連絡が出た頃に初めて知ったと思います。	当時も今も再裁定を行っている部署に在籍しているので、少しでも早く再裁定処理を行い、正しい年金額で支払いができるよう日々努力しています。 再裁定の未処理件数の増大の点からいうと、再裁定の進達件数が何倍にも増えていたにもかかわらず、しばらくの間システム開発も職員の増加も何もされないままだったのが問題で、処理まで半年から1年もかかってしまうような状態になってしまったと思います。
5680	本庁	その他(本庁)	特に存じておりません。	特に古い記録について修正が生じる場合が多い。(台帳が古く劣化しているものもある)記録突合・窓口応対・説明から処理完了にいたる過程においてどうしてもマンパワーが必要な部分が多い。集中的にヒト・モノを投入することが重要であるとともに、部署を超えて職員の年金制度(制度変遷や極めてレアなケース)にかかるスキルを醸成することが同時に必要であると考える。また、再裁定について事務所での処理が可能であれば良いと思う。	年金制度の根幹にかかわる問題であり、組織の存亡にかかわる問題。国民の皆様の信頼を失う程の決定的な問題。信頼回復のためには組織として個人として極めて努力が必要であり、今後の事業推進にも確実に影響を及ぼす問題であると認識。 私は平成9年度の採用であるが、記録については、基本的にオンライン化されているものであり、それに基づいて業務を行うという認識であったので、それについて相違があるとは考えていなかった。所謂5千万件の報道があったときに個人として認識した。	極めて重要な問題という認識の下、組織の一員として、記録問題の解決のために、また、組織の信頼回復のために昼夜問わず業務に取り組んだ。結果として、記録回復の一助として貢献できたと思う。記録修正したお客様からありがとうと言われることもあった。 現時点で考えてみると、特別便の記載内容がより一般の方にわかりやすいような内容であるとよかったと思う。また、事務所レベルの特別便の応対体制についてもっと検討すべきであったと思う。
5681	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に存じません	解決ということであれば、被保険者、受給権者の意向に沿った記録に訂正してあげることではないかと考えます。	このような大問題になる前から年金記録については、期間照会の申し出に基づき調査をしてきました。ただし、これだけ多くの記録が宙に浮いていることは今回知りました。	期間調査の申し出により、氏名、生年月日、事業所名、事業所の所在地からコンピューター及び紙台帳で検索するなど可能な限りの調査をしてきたつもりです。 この問題は、社会保険庁がオンライン化を構築した時点でもっとしっかりと記録整備をしておくべきであったと思います。
5682	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	人員増による方策	国民の年金記録が正確に把握登録されていないため、年金受給の際払った払わないで大きな問題となる。(訴訟の可能性もあり) 採用当時の平成7年ごろです。	記録を勝手に動かすことはできないため、一般では対応できないものと考えていました。 金銭を含む重要な問題であり、せめてマスコミに報道される前にきちんとした対応をすべきであった。
5683	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	昭和54年に社会保険業務センターに採用された頃から 過去記録を至急整備しなければならないと周囲の者に 主張していたが、当時の周りの者は、そんな話に興味が なかったようだ。 [redacted] 過去記録整備(整理)の必要性を報告書にまとめておいた。 しかし、その報告書が現在では廃棄されている。	1. 事業所記録の台帳の整備が必要 2. 職歴審査システムの強化、収録情報の整備。 3. 資格記録の改善 ①旧姓や俗称の収録 ②厚年記録にも住所の収録 ③電話番号の収録 ④メモ欄の新設 ⑤確認済記録かどうかの判定表示(確度)の新設 ⑥年金特別便システムのレベルアップ ⑦旧台帳の完全磁気データ化 ⑧予算の確保 ⑨人員の確保 他 ※ここには、記入しませんが、画期的なアイデア有り。	昭和54年に社会保険業務センターに採用された頃から 過去記録を至急整備しなければならないと周囲の者に 主張していたが、当時の周りの者は、そんな話に興味が なかったようだ。 [redacted] 過去記録整備(整理)の必要性を報告書にまとめておいた。 しかし、その報告書が現在では廃棄されている。	昭和54年に社会保険業務センターに採用された頃から 過去記録を至急整備しなければならないと周囲の者に 主張していたが、当時の周りの者は、そんな話に興味が なかったようだ。 [redacted] 過去記録整備(整理)の必要性を報告書にまとめておいた。 しかし、その報告書が現在では廃棄されている。 組織の欠陥 旧台帳をいつまでも磁気データ化しなかった。 「法律改正優先」の言葉により、システムの細かい改善をしてこなかった。 過去の各幹部は、記録の現場担当がかかえる問題点をとりあげなかった。 文字がヘタな職員が台帳作成にたずさわった。 旧台帳の文字が薄い。 二重払い出し手番等が多い 過去データや報告書を平気で廃棄する職員がいた。
5684	地方庁	社会保険事務所課長級以上	把握していません。	1件1件時間をかけて丁寧に対応するしかないと思います。	ここまでずさんだとは正直思ってもいませんでした。マスコミで騒ぐまでは認識していませんでした。	自分が対応した方には誠意を持って対応しており、個人としてはこれが精一杯ですが、再裁定にかなりの時間を要したり、専用ダイヤルがつながらないなどの苦情は、事前にある程度予測できたのではないでしょうか。
5685	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じておりません	現在行われている手作業による照合を引き続き行うしかないと思います。 しかしながら、全てを解決するまでには至らないのではないかと思います。	オンラインやマイクロ等の記録から加入記録や納付記録が脱落しているとは考えてことはありませんでした。 年金記録問題を承知したのは、平成19年の春、庁からの通知あるいは報道だったと思います。	記録のもれ等がある方が相当数いることに驚きもありましたが、社会保険庁からの通知の基づき、期間照会や特別便に係る業務を行いました。、 全体像が見えない中、通知が行われていたのではないかと思います。中には、作業が重複したりやり直しになったものもあったように思います。
5686	地方庁	その他(社会保険事務所)		紙台帳と機械記録が相違しているものがかなりの件数であると思います。(受給額が減額となるものを含め)記録を正しくすることも大事だとは思いますが、掘り下げるよりも、将来に向けての施策に、ひと、もの、金を投じる方がいいのではないかと思います。	年金請求の時に本人の記録確認を行うので、問題ないという認識でした。収録されていない記録がこんなにあると知ったのは、世間で言われるようになってからです。	問題が浮上した時点で育児休業中だったため、直接は対応できませんでしたが、復帰した年金給付課では、なるべくお客様が不安にならないよう、丁寧な説明とお詫びを申し上げました。 機械化するときの認識がせすぎるのと、基礎年金番号を導入した際になぜこういう事態を想定しなかったのか、個人としても怒りでいっぱいです。今の若い職員は一生懸命仕事をしています。 問題は昔のずさんな社保体質じゃないでしょうか。
5687	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		退職日の翌日を喪失日とする扱いのため、届け出の誤りがあり、退職日で処理された場合、年金記録として、1月の空白となった。これについては、適用課の時に知った。	喪失日が末日の届けについては、電話で事業所に、確認した。喪失届の記入項目を、退職日と喪失日の2段書きにするようにすれば、誤りが防げたと思います。
5688	地方庁	その他(社会保険事務局)			入職してまだ間もないので問題に直面しておらずあまり認識しておりませんでした。ただ現在、年金審査業務に従事しており統合されていない手番が多く、これに関しては早急に対処していかなければならないと感じました。	手番の記録統合を漏れなく行うよう心掛けました。
5689	地方庁	社会保険事務所課長級以上		旧姓を含めた氏名及び生年月日での索引。(本人が他の生年月日及び氏名を使用していないと考えた場合。)	事業所からの資格届出時に住民票等での確認がされていないことから。(住所変更届けの提出書類の必要について照会を受けたとき。)	現在の加入者及び年金受給者の住所登録について本人申告のみでなく、何らかの書類の添付を求めてはどうか。
5690	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	お客様からの記録もれの調査依頼には、実際に記録が基礎年金番号から漏れているものもあれば、記録が正常なものもあり、また、記録が基礎年金番号から漏れた原因には様々なケースがあることが、日頃の窓口応対でわかった。最近の記録ではなく何年何十年前の記録を、様々なケースを考慮に入れて調査しなければならず、近道というものは無いように思える。じっくりと地道に調査していく必要があると思います。	私は社会保険事務所に勤務して7年目のころでしたが、それまでこのような問題がある、またはこのような問題が発生しうる、ということ知りませんでした。 記録が漏れているかもしれない、ということは、実際記録が漏れていた方はもとより、記録が正常な方にまで不安な思いをさせることであり、年金事業の根幹を揺るがす事態です。	(7)でもふれましたが、年金記録漏れと言っても様々なケースがあり、過去の記録を調査する必要があるため、早急に記録漏れの有無の判断を下せない、あらゆる漏れの可能性を考えなければならない、という点に留意して対応しました。 反省点としては、(記録漏れの)当時の状況は分からないのですが、特に紙台帳から機械化に移行するときが多くの原因を生んだのかな、と感じます。充分な期間を設けないで、移行作業を性急に進めようとした気がします。 現在も同じような過ちを犯す危険性がある状況にあると思います。できるだけ早く解決することはもちろん重要ですが、私たちは過去の教訓から学び、二度と同じ過ちを犯さないことが重要であり、信頼回復もそこにかかっていると思います。あまり性急に結果(問題解決)を求めてはいけないと思います。 また基礎年金番号ができたときに手帳番号をすべて統合できなかったことや、裁定請求のときに
5691	地方庁	その他(社会保険事務所)	申し訳ありません、わかりません。	担当者を増員し全所体勢で取り組む事を強化する他ないと思っています。 全所体勢だけでは通常業務をこなしながらになる為、思うように進まないので全所体勢としながらも担当者を増員し集中して取り組むほうがよいのではないかと思います。	年金制度の周知が徹底されていなかった事などが原因の一部ではないかと認識しています。お客さまの相談対応をさせていただいている際、以前は年金制度について加入記録のおしらせが送付されず、年金制度自体今のようにテレビで取り上げられることがなかったので、聞心がなかった。との声を聞くことが多い。 そのため手番を複数お持ちの方が多いのだと思います。 尚且つ、偽名・生年月日を偽ったままの年金加入も多く見受けられます。 認識しはじめたのは、年金給付課へ配属となった平成19年頃です。	年金相談の際、お客様からの入念な聞き取り及び生年月日を広範囲で検索することなどを心がけております。 社会保険適用時、事業所からの届出のみで番号を払い出していた事等、反省点として挙げられると思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5692	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	現在、特別便にて未統合記録の処理を全力で行っているところではあるが、 基本は本人の記憶によるものなので、全件の統合処理はかなり厳しいと思われる。	社保庁の一方的なミスと報道されているが、事業所および保保険者において も、年金制度の内容が浸透されていなかったことに問題があったと思う。ただし、今回の年金問題を機に、年金に対する意識が高まったのも事実である。 窓口・電話での対応をする際に、制度に対する理解がされてない現実を知った。	制度について理解してもらうために、懇切丁寧な説明を心がけている。 今後、組織がかわることにより、より一層の人材育成に向けた研修が求められる。
5693	地方庁	その他(社会保険事務所)		当時の現場で勤務していたOBの方々を多数雇用し、記録判明に向けた取り組みの教示をうけ、解明に取り組む。	基礎年金番号発足に伴う手帳番号の登録漏れから来る問題と認識していた。今から4～5年前より知った。	受給者に対してこの問題に対する不安解消に向け、1人1人相談に来られる方への極め細やかな対応に努めた。 反省点としては、受給されている年金の内容が全ての人に周知されていなかった事にあったと考
5694	本庁	その他(本庁)		人員(経験者)を集中的に投入して、迅速な処理を目指す。	当初は記録が漏れている人が結構多いな、でも裁定時に統合されているんだろうから問題は無いだろう、というくらいに思っていた。 採用から1年くらいで記録問題が報道されるようになり、未統合記録が大量に存在している大規模な問題であるという風に始めて認識した。	可能な限り照会、検索を行い漏れている記録を統合しようと対応した。 漏れている記録は読み仮名や生年月日の誤りが多い。正確に記録を管理しようという意識、チェック体制の欠如が反省すべき点であると思う。
5695	地方庁	その他(社会保険事務所)	明確な事務連絡がないため、不安に思っている点として、 「カラ期間ありで、65歳以上の特例高齢任意加入により、受給権を確保した者」の「配偶者」に、新たな厚生年金加入期間が判明した場合、カラ期間が増えることによって、受発が早まり、任意加入により納付した期間の保険料を還付したうえで、返納金が発生するケースがあると思われる。 特別便応対の繁忙期に、窓口応対にてそこまでチェックできていたかどうか甚だ疑問であり、再調査が必要であると考える。	各管轄にて、特例高齢任意加入により受給権を確保した者、特例高齢任意 加入をしたものの、納付期間が最終的に足らず、受給権の確保に至らなかった者をピックアップし、その配偶者記録を確認を行う必要がある。	私が採用された時、すでに記録問題は表面化していました。	窓口応対が主となったため、年金支給漏れが起きてしまったお客様に対しては真摯な態度で謝罪し、経過を詳細に説明しました。処理件数が多かったため どうしても処理が雑になってしまいがちなので、自身の仕事の進捗管理を見直し、毎日、記録問題に対応する時間を作りました。 お客様に対しては、問題が起こった原因や、社会保険庁のどこに問題があったのかなどを、わかりやすく説明してきたと自負しています。 反省点としては、やはり年金請求手続時に、他の年金記録がないか、確認をすべきだったところを、確認ができなかったことが最大の原因と考えていますが、仮にそうだとしても、偽名による厚生年金加入、生命保険会社等により名義貸し等が、この問題の原因のひとつになっている点や、オンラインシステム導入以前に、いわば国民総背番号制とも言える年金番号の払い出しを行っていた以上、こういった問題は起こるべくして起こったという点もあわせて、発表・公表するべきと考えます。(アメリカ、イギリスでは、日本の規模とは比較にならない年金記録問題を抱えているとすら聞きました。) 実際の応対上の反省点としては、過剰な勤務時間が半ば強制されたため、多くの職員が健康を害してしまったこと 年金特別便のデザイン等について配慮が足らず、わかりにくいという苦情が多かったこと(これは送付書類全般に言えること) 以上2点は、年金機構でも重大な問題となるため、あらためて検討するべきと
5696	地方庁	その他(社会保険事務所)			ここまで大きい問題とは思わなかった。国民年金業務に携わっていたときに、納付記録が漏れていたりしたことがあったが、氷山の一角だとまでは思わなかった。また、今から思うと、当時の紙原票の処理方法では、このような問題が起こって然るべきではないかと考える。 年金記録問題については、ここまで大きい問題が存在していると知ったのは、平成18年の特別強化体制が敷かれてからです。	ここまで大きい問題だとは思わなかったので、特別な対応はしませんでした。 長い間、紙管理が続いていたり、国民年金と厚生年金でそれぞれ番号が付けられていたりなど、時代や法律が変わってきてやむを得ない部分は多々あると思う。いまさら起こったことを反省するよりは、起こったことをどう解決していくかが重要だと思う。反省しようにも、生まれてもいない頃の事務処理を言われても反省できない。年金機構の職員が一丸となって解決に当たっていく
5697	地方庁	その他(社会保険事務局)				
5698	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	ただ特別便や定期便を送付すれば、解決する状況ではありません。 もっと人と金を投入して、面談により記録確認を進めるひつようがあります。	記録の管理のもんだいです。 過去の管理方法は当時としては、やむを得ない状況であるとおもいますが、オンライン以後に少しでも早い時期にとりかかっていれば、現在のような混乱は起きてないかもしれません。	対応遅日の来訪者の対応に迅速に対応しました。 反省点とくになし。
5699	地方庁	社会保険事務所課長級以上		経験のあるOBも含めて大幅な人員増が必要。	未統合記録が5，000万件もあるとは思わなかった。	身近な人(近所)に必ず特別便の回答をするよう話してきた。
5700	本庁	その他(本庁)	なし	記録不備が判明している分をまず完全に修正することが先決と思います。	存在を知ったのはニュース等で報道された頃。当初は紙媒体で処理をしていた頃に収録漏れがあったのだろうと思っていました。	支払調整の書類整備等のサポート等をしましたが、まずは記録不備判明者の修正が第一と思います。反省点としては記録管理と記録保管の意識が不足していたと考えます。
5701	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	なし。	そんな事があってはいけないと思いました。老後の生活を支える大切なものですから、死活問題と認識しています。	少しでも早く年金記録の統合を終了させ、正しい年金を受け取って頂ける様 、年金相談窓口で迅速で正確な対応をしていきたい。
5702	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	現状の対応人員を減らさず引き続き調査および、再裁定処理業務を行うことが必要と思います。	制度ごとに年金番号が設定されていたこと。それを一人ひとつにすることがそう容易な作業ではなかったということ。 ただ、事務処理だけの問題ではなく被保険者の協力が無ければできない作業と認識します。 基礎年金番号設定後に存在することとなったと認識します。	裁定請求時に確認を十分行うことや、期間調査の徹底。 国民年金制度発足の昭和38年から番号を統一すべく制度設計なり運用が進められていたらもう少し問題はすくなかったか、と思います。
5703	地方庁	社会保険事務所課長級以上	本庁から公表されている内容やメディアで報道されている内容以外には把握しておりません。	年金記録問題が発生した要因について、国民には行政側の不作為のみで発生したかのような認識が国民にあるのではないかと思います。 要因には保険者側、被保険者側の要因、また年金制度への考え方が時代ごと立場ごとに異なっていたなど様々な要因があります。 国民の皆さんが国への不信感のみで対応してくると肝心の記録確認や訂正が非効率になってきます。 ぜひ問題の要因を多面的に国民に周知するようメディアへの働きかけをしていただきたい。 そうすることで問題認識が統一され国民と国で協力的な関係が構築され、結果的に現在、厚生労働省が実施している方策がさらに充実したものになると考えます。	職場に採用された当初から、他の行政官庁に類を見ない膨大で長期間の個人の情報管理が求められる組織の中で、過去の紙台帳の時代を経て入力作業によるシステム管理をしていく中ではどうしてもヒューマンエラーが発生していて100%正確な記録管理ができているとは考えていませんでした。 その解決法としては年金請求時における社会保険事務所窓口とお客様とで記録確認をし、納得するしかないと考えていました。	一職員の立場でできることは、対応したお客様一人一人について相手の立場にあって漏れや誤りがないかその場で納得するまで調べるしか方法はありませんでした。 結果的に問題の抜本的な解決を先延ばしにしてしまったことは大きな反省すべき点だと考えます。 まず行政側の反省としてヒューマンエラーの発生防止や対応へ認識があまりにも欠如していた。 エラーチェックにはやはりそれ相当のマンパワーが必要であると考えます。やるべき業務は山積しているのに予算や業務量の観点からこのような問題から目を背け安易な対応策しか取らなかったことがあげられます。 また制度設計についても、保険という性質から被保険者本人による届出や請求に基づく給付という認識が当然あり、年金番号など記録の管理は被保険者にも責任があるという考えが根強くあったことは否めない事実です。昨今の民間保険会社や簡保などの未払いの問題も同様の事象と思われ、保険給付のあり方を再度検証すべきと考えます。
5704	地方庁	その他(社会保険事務所)			オンライン化されていない紙の記録が本庁の倉庫にあることを平成元年頃に知った。	オンライン化されてから基礎年金番号が導入されるまでに旧紙台帳の記録をコンピューターに入れておけば、現在の再裁定の状況には、ならなかったと思う。
5705	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		年金相談業務についていた際、ご本人ものかどうか不明な記録が存在するが、ご本人も思いだせない状況であれば、確認の方法がない。また、名簿等が力タカナ表記であれば確認が難しく、誤って他人の記録を統合してしまっても問題なので対応が難しいものだと思っていました。未統合の番号の数などどのくらいかも見当がつきませんでした。このような問題については、動務し始めて3年後ぐらい年金相談室に配属になったときに感じていたと思います。	当時年金相談の際は、今後、会社名等思い出せば社会保険事務所へ手続きに来ていただくようお伝えしていました。思い出せない場合は、友人や親戚等と話すなど手がかりになるようなものがないかも一度考えていただくようお願いしました。反省点は、年金の記録は最終的に年金の請求時に整えればよいという姿勢があった点です。もっと積極的に機会をとらえて手番統合を行っていくことおこなっていればということと、被保険者の方々かご自身の記録を確認しやすい体制づくりが必要であったと思います。
5706	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じておりません。	今一度、記録問題発生の原因を整理し、われわれ職員の認識を再統一するとともに被保険者等の皆様にも正確な情報をお伝えする。 年金特別便・定期便等で既に具体的に被保険者等の皆様にもご協力をいただいている中でもあるが、政権交代が行われたほか機構発足に伴い、再認識できる機会であるとも考える。 年金定期便等で、被保険者等の皆様のご記憶を基に記録確認を行うことも問題解決の方策としての一つであるが、われわれが持ちうる情報から確実に記録を正しくしていく(紙台帳とWM記録との突合等)ことがまず やらねばならない方策ではないかと考える。	基礎年金番号制度が創設された頃、またはそれ以前から漫然と続く年金記録に対する希薄な認識が作り上げた根深い問題であると認識していた。 過去、何十年にもわたって作られた問題であるからこそ、被保険者等の皆様に問題の所在をご理解いただくことは難しく、解決にも時間がかかる問題であると感じていた。 問題の所在を知ったのは、国民年金保険料納付済にも関わらず記録が存在しないことが報道され始めた頃だったと記憶している。	記録に関して来所されたお客様に対しては、問題の原因について説明を行いご理解いただこと努力した。 反省点としては、基礎年金番号制度創設当時から今まで未統合記録が残っている状況を長年に渡り大きく問題視してこなかった点が挙げられるのではないかと考える。
5707	地方庁	その他(社会保険事務所)				
5708	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	現在送付されている年金定期便について、これまで以上の周知を行い、各窓口での担当職員の知識を深め、より細かく被保険者の記録問題等に対応できればよい。	過去の業務怠慢がこの記録問題の一つの原因とも考えられ、記録問題だけでなく、全ての社会保険業務においてこれまで以上に責任を持って取り組んでいかなければならない問題だと思った。	応対する被保険者一人一人の相談を詳細に聴取し、問題の解決に向けて、被保険者の方が納得していただけるまで調査・確認を行うよう努力した。
5709	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	調査の経験のある人をたくさん使う	安易に新しい手帳番号を払い出ししすぎる。	以前の加入歴を確認する。紙台帳の頃のデータが膨大だったから。
5710	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくにありません	わかりません	大変なことです	熱意をもってあたりたいです
5711	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道されている事案しか知りません	解決には時間がかかるので、職員がお客様の立場にたち、真摯に対応し時間がかかる旨を、お話し理解を得ていくこと。 自分の仕事は、ここまでと決めてその先を他人に押し付け、職員同士が、いがみ合うことなく仕事を、こなさないとこの先精神的に潰れる職員が増えると思う。 いがみあう原因を、作るような職員は辞めさせたほうが良いと思います。	自分の記録を、忘れている人もいるのだな。と思うと同時に、基礎年金番号導入時に業務センターで作業を進めると言っていたのは、どうしたのかと思いました 早くなんとかしないと、とは考えましたが次々にいろいろと問題が出てくるので正直頭が混乱しました この問題を、知ったのはマスコミに報道された時期と同じような時期だったと記憶しています。	問題発覚から対応や具体的な業務処理手順、指揮命令系統が直ぐに示されず、電話でのお客様からの問い合わせにも答えられず、新聞にこう書いてあるがほんとうか、と聞かれ答えに困ったことがかなりありました。マスコミの先走りかもしれませんが、現場に早く情報を下ろして欲しい。 どこに問い合わせても即答がないという事がありお客様に何度も怒られ仕舞いには同情されてしまいました。 長妻大臣も言っていましたが、とにかくこの問題を解決するには、年金の知識をちゃんと持った
5712	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	わかりません。業務の指示があればできる限りの作業はすべきと考えます。	いわゆる年金記録問題なるものが存在するということを知ったのは、マスコミ報道からです。 当然、重大な問題と認識はしました。	上記のとおり、業務の指示があれば公僕として、土日休日など関係なく作業にあたるべきもの考えておりました。 紙台帳などアナログ的な記録管理システムが電子化に対応できず、バグを引き起こしてしまったこと。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5713	本庁	その他(本庁)	なし	人を集中して対応する	年金制度の信頼を揺るがす問題と認識していた。 報道により知った。	問題が報道された時は、事務所窓口対応もしていたため、信頼回復のため丁寧に説明することなどを心掛けた。 問題が報道された時に、迅速に解決に向け集中した対応をすべきであったことが反省点としてあげられると思う。
5714	地方庁	その他(社会保険事務局)		ねんきん特別便のようにご本人様からのご協力やお申し出をいただいて、ひとつひとつ地道に確認することだと思います。	長い社会保険事務の間の、事務処理誤りや制度周知・広報不足など多くの問題がたい積したものが表面化したものだと思っています。 年金記録問題として認識するようになったのは広く報道等されるようになってからです。	年金相談を受ける際など他の年金制度の加入履歴がないか併せて確認を行っていました。 反省点については、私たち自身の、事務処理を行う都度の精度の問題が一番ではありますが、年金制度という長期的な公的保険への加入であるにも関わらず、氏名・生年月日・住所などが届書のみで、例えば戸籍や住民票等の公的書類を確認を要しないことなど、加入時の確認が不足していたと思います。また制度周知が図られておらず、年金制度に対する一人ひとりの意識も今とは違っていたように思います。その他、いわゆる「杓子定規」「お役所仕事」とならないようにという事務処理に対する融通とコンプライアンス意識の低さの履き違えがあったように思います。
5715	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にはありません。	「消えた年金」問題については、現在の「特便等＋過去記録の点検」がベター な選択だとは思います。 一方、紙台帳等の記録は、やはり相当なマンパワーを動員しなければ無理だと思います。 自動判別するプログラムを作ると云う風な話も耳にしますが、実際の紙台帳や原票は、保存状態もマチマチで、殴ね手書きですから、人間の目で(できれば複数の)の判断が一番有効だと思いますが、いかがでしょうか。 また、「記録改ざん」問題についてもやはり、現在の《一定の条件の基に抽出する方法が、ベターだと思っています。 仮に全てを解消しようとするならば、納税記録との突合等、他官庁の協力を仰ぎながら、更に多く	「消えた年金」問題については、現在の被保険者記録の管理について、180度転換しなければならないだろうと感じました。 根本には、一人に複数の年番を付することができるシステムに問題があり、今となって考えてみると、多くの職員、事業所、被保険者も、そのシステムに多少の利便性を感じていた筈だと思います。 実際に、20年以上も前のことですが、期間調査をしていた時にも、今日と同じような事例は沢山見られていましたし、年金相談等で、名寄せの結果判明した「恐らくその人のものであろう記録」についても、「怪えていない」と云われる方も少なからずおられました。 ただその頃は、そう云う事柄を、問題意識は持ちつつも「年金は申請主義だから」と考えていた	率先して取り組み、期限内に終わらせることが出来た。 期限内に、かつ、県内で最も早く解決できたが、接触できなかったお客様の事後フォローについても少し踏み込めればと反省してます。
5716	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員一人ひとりが自覚を持ち行動する。	解決すべき最優先の課題として取り組みました。	
5717	地方庁	その他(社会保険事務所)	保険証や傷手受給、年金増額のため勤務実態がなくても社会保険に登録している者が多数います。少人数の事業所に多いのですが、まったく保険料を払っていなくても、差押が事業所に対してしかできないので、個人財産は安全です。取引なく、口座もなく、動いていないとしか思えなくても、法人登記が閉鎖されずにいれば、事業主が事業をしようと家で考えてたり主張されると対抗できません。事業主に対して非常に甘く、不正を防げません。	事業主の個人財産の差押、小規模法人の任意適用。	徴収課にいれば事業主・法人の不正が見えますが、防げません。差押以外に刑法上の罰則等の適用がなければ記録問題はなくならないでしょう。	指摘しても変わりません。事業所が存在しなくても、事業主が存在を主張すればなくせません。長期・高額未納でも事業主は高い受給額をもらえること。税と社会保険など提出先によって小規模事業所は内容を変更できます。一つの提出書類で全省庁に情報が回らないと駄目でしょう。現状として、至急社会保険から税務署に決算書等調査を受け入れてもらわないと。税務署より社会保険への照会は可能でも、社会保険から税務署への照会が不可能ということを放置している国のシステムはおかしいです。必要であるなら全てを調査可能対象としないと事業所の不正に
5718	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にないです。	(6)該当ないため、特にないです。	年金記録問題は公になるまでは、知りませんでした。 現在は、最重要課題として認識しております。	全所体制にて取組んでいます。 質問の趣旨にそぐわないかも知れませんが、「被保険者原票照会票:厚年080」の検索方法として、生年月日が相違して登録されていると大企業となればなるほど検索が困難となるため、是非、資格取得年月日からも検索できるように改善していただければと思います。あと、検索し画面を表示した後は、再度最初から入力を行わないといけないので、表示したカセット記録をページ替えにて次のカセット記録が表示されるようになると検索しやすくなると思います。
5719	本庁	その他(本庁)	わかりません。		問題を知ったのはメディアに報道されてから知りました。そのようなことが行われていたのは思いもしなかったので、国の職員としての信用問題にかかる非常に重大な問題だと認識していました。厚生年金記録は氏名、生年月日、事業所名の一致と本人申し出の加入期間とほぼ一致するかまで確認することと、採用時から教わっていたので、名前のない手番などを統合するようなこ	人員が少ない中で特別便にかかり多くのお客様の対応に追われ、大量の業務量の処理が求められ処理する中で、業務が粗雑になる面があったのではないかと思いました。人員確保と業務処理の簡略化が必要ではないかと思いました。
5720	地方庁	社会保険事務所課長級以上	社会保険庁にカセットで保管されていて、カセットが開封されていない記録が相当数あると思われる。	全てのカセットを、なるべく早く開封する。	不明となっている年金記録も、本人申立の事業所名が明確の場合は、管轄の事務所での旧被保険者名簿の調査や、社会保険庁のカセット開封により、あまり時間を要することなく回答できるものと思っていた。しかし平成19年に年金記録問題が大きくなったとき、不明となっている年金記録が予想以上に多いことを知り、全ての方に正しい記録の年金を受けていただくということは、かなり困難であり相当な時間を要するのではないかと思った。	実際に記録問題に携わってきて、困難さと量の多さにくじけそうになることもあるが、お客様第一に考えて、1件1件地道に記録の調査を行った。年金特別便を出すのが早すぎたのではないか。カセット開封等を行ってからなど、過去の記録をもっと整備してから出すべきだったと思う。
5721	地方庁	その他(社会保険事務局)			国民年金保険料を支払ったにもかかわらず、納付記録に反映されていない、その証明をするには領収書が必要である、という事象をテレビで見て初めて知りました。当時は入社3年目のときでした。	目黒の電話当番や休日開庁の支援、特別便の支援を行ってきました。 訂正の申し出の特別便が、業務センターでの受付後長い間たってから各事務所に回送されたため、対応が遅れてしまっていることが反省点として挙げられます。
5722	地方庁	その他(本庁)		社会を混乱させてしまって、自分のもらっている年金額はこれで正しいのかと多くの人が感じているので、解決はできないと思う。 信頼回復のため新しく分かりやすい年金制度を早くスタートさせてほしい。	年金給付の仕事に就いたときには年金問題がクローズアップされた後でした。 とにかくびっくりしたのはオンライン化されていない大量の記録が存在しているという事実を知ったときです。 抜け落ちた記録を今まで受給者の方にどう納得させてたのかと思うと、どうにもいたたまれない気持ちになります。	制度を複雑化してしまったこと、国民にとって一番遠い所で行政がされてしまったこと。 これからは申請をする人の立場に立って、年金決定業務を進めるしかないです。
5723	地方庁	その他(社会保険事務局)	分かりません。	地道に取り組んでいくしかないと思います。	急な解決が望めない奥の深い問題。存在は、おおごとになったのは最近ですが、基礎年金番号が導入されたころからあったのだろうと思っていました。	真摯に話に耳を傾け、ご本人が納得するまでの丁寧な応対を心がけた。反省点は、基礎年金番号導入時に、きちんとした対応をしていなかったことなのではと思います。
5724	地方庁	その他(社会保険事務所)				
5725	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない	滞留分の処理	報道され始めた時期	相談への丁寧な対応 基礎年金番号導入時の処理不徹底
5726	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし		制度の根幹に係わる大問題で、その後の記録補正作業等により実際の記録の酷さに改めて驚いた。 年金受給者や被保険者の年金額に大きく影響することであり、早急に対応が必要だと認識した。 問題については、TVや新聞報道で知った。	事務所で勤務していた際には、補正作業等を行った。 また時間外には、旧法の新規裁定や再裁定の進達業務等を行った。 政治的な部分との兼ね合いもあるのでやむを得ないこととは思うが、定期便の発行等は、全ての旧台帳をオープンし、マイクロとの突合が終わってからすべきだったと思う。
5727	地方庁	その他(社会保険事務所)		国民年金の登録の際の未処理カードが年金記録の切り変え時点で完全に補正されたかを知りません。 記録が完全補正されたのなら消えた国民年金といわれる事が皆無とは言いませんが数は少な	将来起こりうるもっとも身近な問題と認識していました。長妻国会議員が国会にて発言があった事で知りました。	旧国民年金の専管事務所から併管事務所への移行時に未処理記録や還付記録その他の関係書類等の引継ぎがなされている事が原因のひとつではないかと思います。
5728	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません	一致団結してがんばるしかありません	大変重要な問題だと考えました。問題の存在を具体的に知ったのは年金記録問題が騒がれた時です。	窓口応対などで一生懸命がんばりました。反省点としてそもそも年金記録の管理方法自体がよくなかったように思います。
5729	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし			
5730	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	申し訳ありません、課題が多くて考えつきません。	国民年金の勤務が長いので、国民年金の任意加入期間、受給権の確保のため、厚生年金の加入期間の調査を本人の申出に頼っていたため(紙台帳時代)昭和60年代にオンライン化により、氏名索引で多くの記録が簡単に判明するようになったが、一部社会保険庁に照会しなければならない記録の存在をしりました。 そのときに、なぜすべての年金記録が氏名索引できないのか、できる方法がないか議論した記憶はあります。	年金記録の調査は本人の申出(申請主義)により、調査、特に国民年金の場合は届出がない場合の責任は本人(自己責任)法律に明記、年金記録の解明に国としての責任を回避できるシステムであったこと。職員もその状態に甘えていたことだと考えます。被保険者記録の保存に対して国が明確な方針を持っていなかったことに起因していると思います。今後はマイクロフィルムの解明及び年金加入手帳等の導入を早期に実施すべきと考えます。
5731	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	特になし	年金問題が世間で騒がれるようになってから、初めてその存在を知りました。年金を払っていたのにもかかわらず、その記録が消えてしまっている。重大な問題であると認識していた。もし自分の記録がなくなっていたとしたら、死活問題である。お客様一人ひとりに対しても同じ問題であ	お客様一人ひとりに対して、お客様の視点になって考え、よく話しを聞き納得なさるまで、調べ対応してきた。お客様一人ひとりの記録は、その人にとってとても大事な個人記録であることを認識し、その管理体制もしっかりとせねばならないと考える。
5732	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	現在進行中である、年金記録専門のスタッフチームを構築し、各業務の配置を明確に区分けすることが必要と考えます。	社会保険制度の根幹を揺るがす問題と認識しています。 この問題を知ったのは、恥ずかしながら、世間及びマスコミ等が騒ぎ出した頃です。	国民の信頼回復をすることが、年金制度を維持していく事となるため、その点を踏まえて相手の立場に立った対応を心がけました。 反省点は前述したように、毎日の業務に単に流されることなく、相手の立場に立ち対応し、注意深く処理を進めることが必要と考えます。
5733	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	事務処理を行う人を増やすしかないと思う。	最優先事項と認識していた。 年金記録問題が騒がれだした時。	親切・丁寧な対応及び提出された照会票を早急に処理するよう、お客さまには出来うる限りご迷惑をかけないように心がけた。 早い時期に記録問題に対応者する人間を増やしておけばもう少し早い時点である程度の整理ができていたのではないかと思う。
5734	本庁	その他(本庁)	ほかには知りません。	年金記録に問題があると申出された方については、1件づつ丁寧に対応するしかないと思います。 今後は、これ以上、この種の問題が発生しないよう、事務処理を行ったあとの検証(監査など)が必要では。 なお、年金記録に余計な不信感を持たせないように、基礎年金番号に統合されていない共済記録など、早期に統合するべきと思います。	基礎年金番号が導入されたとき、基礎年金番号に結びつかない記録があるであろうと当然、予想はしました。 今となっては、このときもっと広報して、基礎年金番号に統合できなかったものかと思います。 ただし、厚生年金の標準報酬月額や加入記録の改ざんが(組織的に?)行われていたとは、夢にも思いませんでした。	法令遵守が大切と思いますが、組織の中で、どこまで貫けるかという疑問もあります。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5735	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	職員全員が協力し合い、この問題に取り組むことが大切だと思います。	年金記録問題を知ったのは、報道されるようになってからです。 過去にいろいろな事情があったのかもしれませんが、統合されていない記録、改ざんされた記録など、個人の記録の取り扱いがあまりにもいい加減であった結果、世間に大きな不安を与え、信頼を失ったことはとても大きな問題であり、少しでも早く解決しなければならないと思いました。	私にできることは、確認や相談にこられたお客様に丁寧かつ迅速な応対を心がけ、記録を探すことと、見つかった記録はすぐに統合していくことでした。 この問題は、長い間積み重ねられてきたものであり、早期に解決したい思いは誰もが持っていると思います。しかし解決する為の基盤が完成していないままに、先に物事だけが動いてしまったような感じがします。 例えば台帳の画像化ですが、台帳の確認ができず(照会してもすぐには回答が来ない)記録補正が遅れることもあります。画像化を終えてから、きちんと確認が取れるとなったうえで、定期便の発送に進んでもよかったのではないでしょうか。特別便の回答の調査が完了していないのに、次の定期便を送ったことで、お客様より、特別便の回答に書いた記録はどうなっているのかと、心配の問い合わせがあります。 歳が大きい方もたくさんいらっしゃるので、色々平行して進めることも仕方ないこととは思いますが、記録を次々と送ることがこの問題の解決になるとは思えません。 歳が大きい方々からは、見つかった記録の年金はいつもらえるのかと、問い合わせが多かったことから、再裁定ももう少し早く進むとよかったと思います。
5736	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在と同様に受給者および被保険者からの照会について1件1件丁寧に調査を実施し、基礎年金番号に登録されていない資格記録の件数に応じて段階的にではあるが、氏名だけではなく資格記録に記載されている内容(住所地または事業所名)から検証し、現在も存続していれば該当者と思われる方々へ連絡するような方策ができればと考えます。	基礎年金番号に登録されていない資格記録の存在については認識していましたが、被保険者であった方が年金裁定請求時には該当する資格記録を入念に確認していただいているため解消しているものと考えていました。 しかし、年金記録問題について5000万件もの資格記録が存在することはマスコミ等の報道により確認し、保険料を納入したにもかかわらず年金に結びついていない記録がこれほどたくさん存在することは初めて認識しました。	社会保険事務所の職員として年金特別便・定期便等の相談に来訪された方々に対して納得されるまで説明し、記録照会については1件・1件丁寧かつ迅速に確認・調査を実施し、早期に1件でも多くの記録が解消され、特に現在年金を受給されている方々には一刻も早く訂正され増額した年金が受給できるよう努力しなければならないと認識し対応に心がけました。 問題点においては個人が多数の基礎年金番号(年金番号)を取得することのないよう国民一人ひとりがご自身の氏名以外に個人を示す基礎年金番号(年金番号)の存在を強く認識していただく必要があったのではないかと考えます。 そのためには広く国民の方々に周知していただくよう幅広くわかりやすい広報活動が重要であったと考えます。
5737	本庁	その他(本庁)	特に存じておりません。	本庁と地方庁が現状をお互いに共有・認識したうえで、2～3年ごとのスパンで計画を立て、本庁が主導となって人員や予算を地方(対人業務・調査)、本庁(全体の指揮・統制、再裁定)に効率よく配分してほしい。 また、ねんきん定期便など各種通知を国民に送付する前に、事前に内容や対処法などについて現場に提示し、意見を求めるなど、職員も国民も安心して問題解決に向けて取り組めるような環境作りを望みます。	平成19年4月(マスコミで「5000万件」が言われるようになった頃)に知ったが、当時は採用されて半年しか経っていなかったので、初めはどんな問題か認識できていなかったように思うし、まさか受給権者の記録に漏れがあるとは考えてもいなかった。	丁寧に被保険者や受給者の相談にのる姿勢をみせる対応を心がけた。 反省点について。 業務センターで再裁定の現場にいて思うこととして、これまで200万件(重複して遡及された案件も相当数あるが)の再裁定が処理・あるいは処理待ちの状態にあることを考えると、なぜこんなにあるのかと常々疑問に思いながら現在も再裁定処理を行っている。 原因は社保庁をはじめ複雑な法制度、都道府県や市町村、事業所、被保険者(受給権者)などさまざまな所にあるにせよ、行き着くところは裁定時に担当者が丁寧に勤務先等の確認を行っておけば(あるいは受給権者にそうするように仕向けておけば)、ある程度の未統合記録は解消できたと思われる。
5738	地方庁	その他(社会保険事務所)	入社して間もないころに、この問題が起こったためこのような問題があるということは知らず、まだ知識も浅いためよくわかりません。	年金記録問題は莫も厖大であり短期間で解決できる問題ではないと思うので現在の方針のように、期限を決めてそれまでに終わらせるという考え方では、きちんと解決できるとは思えないので、時間をかけて慎重にやっていくべきであると思います。	入社して間もないころで、突然そのような話が出てきたという印象でした。そのためこの問題のことをしったのも、テレビ等で報じられて初めて知りました。	現在問題になっている当時に関する知識も浅いため、まず当時の制度などを知るように努め問い合わせなどにも対応できるよう努力しました。 年金記録問題に対して対応する時間があまりにも短かすぎたのが問題だとおもいます。この問題は短期間で解決できる問題ではないのでもっと時間をかけるべきで期限を設けてとりあえず終わらせるという方針では本当の解決にはならないと思います。
5739	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上		現時点でこの問題の解消する対策としては、多くの協力職員がいることは確かでありますが、単に人を増やすだけでは、難しく十分な知識を待った専門的に出来る者がいないと無理と考えます。		
5740	地方庁	その他(社会保険事務所)			既に受給をされている方に、こんなに記録漏れがあるとは大変驚いた。 年金給付業務に携わったのが、このような問題が明るみになってからなので、ここ3年ほど前のことである。	すべての方に迅速に対応していきたいと思った。 ただ、処理の遅さをお客様にも指摘されており、さらなる努力が求められている。
5741	地方庁	その他(本庁)	特になし	対応できる人員が不足している。当面は人員を集中させて処理にあたるのもやむを得ないのではないかと思う。		実際に事務に携わっている職員の意見をもっと取り入れるべき。
5742	本庁	その他(本庁)				
5743	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		・職歴を確認する手がかりとなる事柄などを広報する	いずれ解決する必要があるだろうが、短期間では困難だと認識。 問題を知ったのは昭和62年頃？(厚生年金の資格記録関係を取り扱うようになってから)。マイクロ台帳に数多くの5日記録があるのを知って少し驚いた。また、本人が一時金を受けた覚えのない場合を知って、一時金需給記録があいまいなものもあり、なんとか受給者(加入者)が教えないだろうかという思いを抱いたこともあった。	自分(業務センター)に与えられている材料の中ではマイクロ台帳によるしかなかった。社会保険事務所に照会して当時の記録が確認出来るもの以外は確認する手立てが無いと思っていた。 「年金の早期支給を求める加入者」、「記録が判明したら跡で訂正すればよい」という考えで事務処理をすすめていたのは甘かったと思う。なんらかの機会を設けて少しずつ不備記録の解消をはかればよかったのだろう。
5744	本庁	その他(本庁)	知りません。		本来は仕事をしていく際は決められたとおりに、書類の処理を行う際は細心の注意を払って行わなければならないが、それがしっかり行わなかったためにおこった問題と思います。 またそれがしっかり直されないまま長い時間がたち積もりに積もってしまったと思います。 大きな問題として出たときに知りました。	今まで以上に業務に対し注意を払っていかなければならないと改めて感じ、その気持ちを持ちながら業務に取り組みました。 間違えや誤りがすぐに直されなかった点が反省点ですし、周りが常にこのようなことが起きないように注意喚起をしていく状況でなかったことも反省点であると思います。
5745	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。		平成9年1月に導入された基礎年金番号の処理が完全でないまま今日に至ってしまったことが事務処理に混乱をきたした大きな要因であると考えます。	当時の事務処理について、最後まで手番の確認、付番処理、統合処理等、更なる踏み込んだ追跡調査がされていれば少なくとも現在の状況にはなっていないと思います。その当時どの段階で終息したかは、記憶にありませんが。 結果論ではありますが、いまだにこうしたことが悔やまれてなりません。 また一方で疑重複調査を実施する等、一定の歯止めをかける対応ができたことは事実であり、一応の成果ではある思います。 現在「ねんきん特別便」につきましては、平成20年度受付分等、一部ではありますが、ある程度の実績はあがったと思います。 しかしながら、今後組織は年金機構へ移行となりますが、まだまだ継続して対応していかなければなりません。 引き続き、この年金記録問題は事業全体から見てもウエイトの高いものであると思いますし、今後もお客様のご要望にお答えていくことが、我々の使命であると思います。
5746	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません		社会保険職員はもちろんですが、その他にも原因はいろいろあり、職員の意識改革、しくみ、取り扱い等一つ一つ解決していく必要があると思っています。	(8)と同じ
5747	地方庁	その他(社会保険事務所)	①年金記録が判明した後の年金額(再裁定後)が減額になるケースがあること。(過去5年分についても返納の対象になる) ②再裁定後の年金額について、60歳以後の年金記録の判明については時効特例対象にならないこと。 ③厚生年金保険の資格喪失日について、月末が喪失日になっているケースが多数ある。(社保でのチェックが甘いのでは)	①②については法律・制度的な問題があるため、特例措置をつくってほしい。 ③は今後の届け出については事業所への再確認を徹底する。過去の記録についても、資格喪失日が月末になっている者を抽出し、労働局等からデータを提供してもらい、退職日の確認をするべきである。	入庁したときから記録問題はあったので、業務の一つといった認識です。	お客様の年金記録について、思切丁寧に対応したし、今現在もしている。今の職員は全員行っている。過去の職員にその意識が足りなかったということ。
5748	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	良くも悪くも年金に関心を持っていただいている現在、年金の記録は基礎年金番号で管理していることを周知し、年金の手続きの際には必ず基礎年金番号を提示していただけるようにお願いする。	浮いた年金問題については、基礎年金番号が導入されるまでは、各制度において年金手帳の番号が存在しており、本人が年金の請求をされる際に、浮いている手番を確認すればよいと考えておりました。 ただし、基礎年金番号が導入されてからは、浮いた手番の確認は契機があるごとに行うようにしておりました。 記録問題を知ったのは、報道がされてからです。	宙に浮いた年金問題については、本人への確認不足があったと考えます。 現在、老齢年金請求の審査を行っておりますが、手番がある際には必ず本人へ確認を行い、事跡を残すようにしている。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5749	地方庁	その他(社会保険事務局)	世間一般に知られていること以外は、特段ありません。	国民の皆様への聞き取り(特別便での回答)、記録からのアプローチ(台帳突合)、市町村への協力依頼など、現時点で考えうる方策は全てとられていると思います。 あとは、 ・職員一人一人が問題意識を共有し、真摯に窓口相談にあたること ・記録調査の人員増による調査のスピードアップ ・市町村へのさらなる協力要請 ・国民の皆様の意識啓発 などを通じて、問題解決に一丸となってあたることが大事と考えます。	国民の皆様一人一人の人生設計にかかわる、重大な問題と認識しました。 年金記録問題を知ったのは、マスコミで取り上げられるようになってからです。	どのように対応しようとしたか ・まず、問題がおきた背景(どのような制度、仕組みにより起因した問題であるか)を勉強し、お客様からの質問に備えました。 ・次に、これからの問題解決の方法として、不明な記録を探す方法を勉強し、お客様からの窓口相談に備えました。 年金問題の反省点 ・基礎年金番号導入時の記録統合の不十分さ ・このような年金記録問題があることを職員全員が共有認識していない状況にあったこと ・制度内容が国民の皆様に十分に了知されていなかったこと ・未統合手帳番号の記録を本人の申し出までは統合する方策がとられていなかったこと などが考えられると思います。
5750	地方庁	その他(社会保険事務所)	見当違いのことを書いていたら申し訳ございません。参考になればお願いいたします。 厚生年金記録の照会を受け、調査中、本人の申し出ている記録が見つかりました。 ただ、苗字・生年月日・事業所名・期間は合っているものの、氏名が全く違っていました。戸籍に登録していない氏名で、本人確認したところ、縁起のいい名前なのでその当時は使用していた。との回答でありました。30数年前の記録の照会であったため、氏名索引しても全く出てくることはありません。	時間はかかるが、一つ一つ本人確認「することしかないと思います。	職員は一生懸命がんばっていると思います。しかし、いじわるな報道の仕方で世間の目が冷たく職員の士気が下がることがとても心配です。 国民の方の記録も大切ですが、一緒にがんばっている仲間のほうが心配です。	かかってくる電話に対してはできるだけ、やさしい口調で話すことしかできませんでした。
5751	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	地道に1件、1件定期便の回答等、丁寧に対応する。	基礎年金番号導入時に今後、基礎年金番号になっていない番号を地道に統合していけば、終了すると認識していた。事務所で業務にあたっている際は全体像がわからず、順調に統合が進んでいるものと思っていた。マスコミで報道されるようになり、未統合の番号が5，000万件もあると	窓口、電話等で未統合の番号が判明した時は、周知し統合の届出をしてもらっていた。 基礎年金番号導入時に広く広報し、統合への働きかけを積極的に行うべきであったと思う。
5752	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	(業務面) 年金定期便を活用した記録の確認を着実に行う。 インターネットによる年金個人情報の提供サービスの利用が増えるように広報を充実させる。 将来的には社会保障番号を導入する。当面は住基ネットと基礎年金番号を連動させる。 (組織面) 年金機構では、業務に精通した職員が大幅に減少するので、厚生労働省転任者で処分者でないものは、2年間の集中処理期間の間、全員を年金機構に出向させていただきたい。 社会保険庁の閉鎖的な人事が、この問題の原因の一つであると思うが、今後、年金局、厚生局、機構に組織が分断されることによって、今まで以上に運営に支障をきたすことが予想されるため、これらの組織間の人事交流ができるように配意すべきであると思う。具体的には、機構への移行者は全て厚生労働省に転任させ、本省から機構に出向させることにより可能なのではないか。 また、今後記録問題を起こさないため、早急に歳入庁を創設すべきであると思う。歳入庁創設を	5000万件の未統合記録が存在すること。 マスコミで報道されてから。	私は基礎年金番号導入後、記録問題が発覚する前から、窓口相談などの機会に未統合手番の統合を進めてきました。しかし、職員によっては、裁定時に統合すればよい、未納のみの国民年金番号や脱退手当金のみの厚生年金番号を統合しても意味がないという者もいて、問題意識が共有されていなかった。また、地方事務官制度廃止後も、人事交流を希望しても対象にならないなど三階構造の硬直的な人事が改善されず、一体的な組織運営ができていなかったことが挙げられる。
5753	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				
5754	地方庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			記録にかかわる業務経験がなく、問題としての認識はなかった。 記録問題が報じられるようになってから知りました。	記録の管理・整備体制。
5755	地方庁	その他(社会保険事務局)		特別便で記録正常者も、年金請求時に再確認すると、記録が判明するため、年齢ごとに順次の対応か大幅な増員でスピードとともに、決め細やかなで確実な処理をする。	報道によりはじめて知った	年金請求時の確認不足(本人が申し立てないと記録の確認をしない) WMとマイクロ以外の旧台帳の存在を多くの若い職員が知らなかったため、本人が請求時や年金相談時に本人が履歴を申し立てていても、旧台帳を調べれば見つかる記録も、該当記録なしで本人に回答されていた。
5756	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知りません	現在の問題については職員一丸となり全力で解決にあたるべき。	大変な問題と認識していました。	今現在の業務に誤りがないようにこころがけました。また、これからも入力誤りにより新たな記録問題が起きないように注意することも重要と思います。
5757	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません	土台となる年金記録をまず正しいものとしたうえで、再発防止の観点からの対策を講じることしかないと思う。 1全ての紙台帳記録とオンライン記録の突き合わせをし、正しいオンライン記録とする。 2標準報酬遡及訂正等の不正処理が内在している可能性がある事務処理に関しては、処理結果の複数人点検等を強化するとともに、一定の条件に合致した場合には要点検リストとして出力して点検漏れを防止する。 3公的年金制度について、国民の理解を深めていただくための広報を強化し、感心を持っていただくことで、ねんきん定期便等の機会を捉えた検証がより有効となる。	1仕事をする上で基礎としているオンライン記録が完全なものではないため、マイクロ記録の確認を励行するという人的な補完に頼ってきたと理解している。 2その人的補完が、いつの間にか十分には行われなくなっていたために、問題を拡大してしまったのではないかと思う。 3記録管理が各制度ごとであり、加入の都度新しい番号が払い出されるということもあったため、ご本人からの申出が無ければ確認できない年金記録が残ってしまったのはある程度仕方ないという考えもあったのではないか。 4年金記録照会への対応に当たっては、ご本人確認はかなり厳格に取り扱われてきたことも未統合記録の解消が進まなかった理由の一つと思う。	1窓口の混雑解消のための対策を提案したほか、体制が整うまでは率先して追加窓口にはりついた。 2記録確認に当たって、ご本人からの申出のみに頼るのではなく、最低でも保存している記録の検索機能を強化する等により、こちら側から提供できる情報量を増やすことができれば、記録統合ももっと進んでいたと考えられる。 3厚生年金保険の適用拡大は正しいと思うが、保険料を納付できない経営状態の事業所も多く抱え込むこととなるものの、これに対する対策や体制が整っていなかったのではないか。とても職員の力量だけでは乗り切れなかったと思われるため、保険料滞納の取扱いについて、もっと明確な規定や対策を整える必要があると思われる。
5758	地方庁	その他(社会保険事務所)			組織全体の問題。 マスコミ報道されてから。	1件ごとに対応するしかない。
5759	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	集中的かつ早期に解決するためには、記録調査のための人員増と併せて各ブロックごとの支援体制の確立が必要かと思われます。また、全職員に周知徹底するため被保険者記録についてのマニュアルも必要かと思います。	早期に解決しなければならない最優先のものと考えています。未統合の年金番号の存在および年金制度(特に被保険者記録)についてのお客様に対する周知不足もあるため、適用課に在籍している時から把握しています。	自分が対応させていただいた特別便・定期便のお客様について早期に的確な回答ができるよう常に心がけておりました。早期問題解決のためには、人員増・業務支援体制の確立が最優先の課題だと思います。
5760	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません。	専門知識のある人を配置する。全件解決まで毎日CM等を流して、厚生労働省や社会保険本庁から、国民の皆様に問題提起するべきだと思う。	厚生労働省や社会保険本庁から、現在のように問題の指示がなかったため、就職当時から深刻な問題だとは認識がなかった。平成9年前後に存在を知った。	就職当時より、窓口応対時には、なるべく慎重に職歴確認を行っていました。厚生労働省や社会保険本庁が、現在のように問題になる前に、国民の皆様に強く問題提起するべきだったと思う。
5761	地方庁	その他(社会保険事務所)			社会の問題。二年くらい前	間違いのないしょうに仕事をする。
5762	本庁	その他(本庁)	特にありません	地道にこつこつやっていくしかないと思います。一気に解決する方法は思いつかびません。	年金記録問題がおこるまでは、ここまで大盤の未統合の年金記録があるとは認識していませんでした。本人からの依頼、届出があっての、期間調査、番号統合、再裁定の姿勢でした。 今から思えば、平成9年の基礎年金番号導入時に、もっと積極的な対応が必要だったと思います。(記録確認、番号統合のために各事務所に専門の担当係設置するなど)社会保険庁も受け身の姿勢でした。	現在、一刻も早く解決するように、地元の社会保険事務所から業務センターに再裁定支援にきています。 年金記録にたいしての重要性の、認識のせまさが反省点だと思います。
5763	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	年金記録調査を専門に行なう部署に人員を重点的に配置し、調査を行なう。窓口等の他の業務と並行して調査を行なうのは、あまり効率的ではないと思われる。	被保険者・受給者からの問い合わせが多く、解決するまでに多くの時間がかかると思った。	多くの方々の問い合わせに全力で対応していたが、力及ばず消化しきれていない。ただ、やみくもに取り組むのではなく、初期の段階で調査の方針を明確にする必要があったと考えている。
5764	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		現在厚生年金及び国民年金被保険者全員に面談させていただく、 一人一人と記録内容を確認し、その場でもしくは、一定期間を定め 確認了承の署名をいただく、署名したものを交換しデータ管理する。 →問題点の一つに記憶というフレーズも存在する以上、永遠の課題 となるわけで、現時点においてのまず確認同意を一人一人実績として 確実に残すしかない。 現存被保険者への対応ですが、組織として、国民から信頼がない現状、皆様にお力添えをいただいて、一人一人全てに確認了承をいつどのように行ったのか覚書のように交わておくことをするしかないと思います。 それを毎年でも毎月でも非効率といわれても、人が安心するために行うこと であるのだからそうでもしてとにかく了解したという言葉を皆様から確実にもらい 続け残し続けることを年金のご請求をいただくまで繰り返すしかないと思います。	平成18年頃国民年金の不正免除問題が問題になったころからです。 基本、被保険者台帳はシステムで完全管理されているものであり、ここまでもれている、消えたというようなことを次々に言われることには当時は疑問をもちました。	あまりに大きすぎて正直驚きました。 国民年金の台帳突合プロジェクトに参加させていただけたことは、 自分の中で一つの結果であると考えています。 管理させていただいていると思えていなかったことと考えます。
5765	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	過去の状況や知識、経験がある人を中心に人員を増強すべきと思います。	気付いた時点で、対処をせずに後回しにし続けたことにより起こった問題と思います。 報道されることによって知りました。	その時気付いた点、対応できることについては対処できるように意識をしている。 反省点としては、後回しにしない事と思います。
5766	本庁	その他(本庁)		現時点においては地道に周知を続けていくしかないと思う。 また、適用・徴収の数字ばかりに目を向けていた従来の姿勢を転換し、年金相談や記録確認、再裁定の分野に十分な数の人間(もちろん知識があることが前提)と予算を配備し、今後も2度と同じような問題が起きないよう対処していく必要があると思う。	年金記録問題の多くは、紙台帳からの移行や基礎年金番号の導入という、社会保険庁の転換期に生じた大きな歪みだと考えていました。 当時の担当だった方からは、十分な人員も時間も与えられないまま膨大な作業を押し付けられ、検証する時間もなかったと聞いています。 採用当時(平成13年)から、市町村記録との不突合など、記録に漏れや間違いが多数あることは認識していました。	年金記録問題が話題になる以前から、見込額試算や裁定請求前には職歴を入念に確認し、漏れや間違いと思われるものがあれば検索・照会を常に心がけていました。 自分も含めた多くの職員が、年金記録については照会があった時や裁定請求の前にきちんと確認しさえすれば良いという意識があったため、管理意識が希薄だったことは反省しなければならないと思っています。
5767	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	(新たに判明した記録以外について) 年金受給権者の場合、年金原簿に収録されている加入記録と基礎年金番号に収録されている被保険者記録(厚生年金)が相違する場合がある。 ・同日の取得喪失の場合、月変で表示 ・年金原簿に収録されている加入期間が、基礎年金番号の厚生年金被保険者記録に収録されていない。昭和30年以前のの加入記録である場合などは、ご本人様が高齢であったり死亡されている場合、事業所名が不明で紙台帳(マイクロ)を探すことが困難となる。	国民の皆様のご理解とご協力を得て、過去の職歴を調査するしかないと考えます。(行政側だけでは解決は難しい。)ただし、何度もご本人様に照会しているとご本人が混乱したり社会保険庁に対して信用を無くすのではないかと考えます。(名寄せ便、黄色便、グレー便、紙台帳とオンライン記録との照合による照会等)すべてのデータの整備が完了してからご本人様に照会し正しい記録の整備をする。	オンラインに収録されていない記録があるとは知っていたが、小数であると思っていた。年金記録問題が世間で言われるようになった平成19年に、こんなに多くの未収録記録があることを知った。	窓口でお客様に接するときには丁寧に説明するよう心掛けた。また、未統合の記録が無くなるまで対応し続けなければいけないと思います。 要望ですが、記録整備後の問題(年金給付)に対する、取扱の変更(国年任意加入の保険料還付や三号特例など)早めに決定してほしい。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5768	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	過去の職歴等について、思い出していただくのが確実だと思います。	年金を受ける権利が発生する方、年金額増になる方など生活面に大きく影響する。 問題について知ったのは、マスコミ等で報道された時です。	過去の記憶(職歴)を思い出していただきたいので、記録、事業所名を確認し該当者が当時何歳くらいで仕事内容などを伝え記憶を思い出していただくヒントをつたえた。 反省点としては、過去の記憶を思い出せるような状況にない方(施設等に入所中)、すでに死亡されて身内の方も職歴等については不明など確認できない方がいた。よって、もっと早い時期に取り組むべきだとおもった。
5769	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知らない	休日出勤で対応できる人員と、直接処理をしている人員が異なるため、処理能力に開きがあり、件数に伸び悩む気がする。 また、完全に他の仕事をカットして、年金記録問題のみの担当としないと進まないだろう。 年金記録課においても、他の仕事は持たず専門職に。	国民年金に関して言えば市区町村との連携不十分、及び市区町村同士の転出入時の連携不十分による、制度上の問題。 厚生年金に関していえば、もともと住所管理をしていなかったり、事業主への制度周知の不徹底がもたらした制度上の問題。 マスコミやメディアが取り上げるようになったころ。	来た書類をただただこなした。 完全に別部署を立ち上げないと回らないことが予想される中、現状の職員に臨時業務的に作業をさせたことが間違いだったと思う。
5770	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		いわゆる消えた年金については、お客様の協力をいただきながら、払出簿、事業所名簿(被保険者名簿)などを淡々と調査していく。 また申立てがあっても記録がないものについては、ある程度の確からしさ、合理性を判断して、これに対する合理的な反証が不可能なら認める方向で検討したほうがいいのではないかと思います。 年金受給者が高齢であることを考慮して、期間が判明したときの再裁定処理の迅速化に努め、亡くなられて適正な年金額が受給できなかったということがないようにすることが必要で、そのた	消えた年金記録、消された年金記録、改ざんされた年金記録により、お客様はきちんと保険料負担をしていながら、受給する年金額に適正に反映していないこと。 現在の部署に異動してから知りました。、	不服申立案件を担当しているため、このような問題にかかる不服があった場合、記録判明に至る経過などを調査して、いわゆる行政の瑕疵があるか否かを検証判断して、時効の適用をしない、あるいは撤廃するなどの処分変更を行ったりしています。 当該問題については、一般的に請求主義を前提として、記録の整備は年金の裁定のときに行えばよいという体制にあったこと、またお客様の立場に立った意識をもって業務にあたることがなかった(少なかった)ことが反省点ではないかと思います。
5771	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録の標準報酬については、定時、随時改定の制度的な問題とシステム的な問題が存在すると思う。 定時改定については算定対象月が限定されており、算定対象月の一時的な報酬の変動が年間を通じて適用され、算定基礎日数など要件により随時改定にも該当しない場合などは実際の報酬と乖離してしまうことがある。 また、随時の報酬の改定には3ヶ月以上を要することなど、事業所の事務担当者以外の世間一般的には知られていないルールのために、給与明細等と相違しているため改ざんされたのではないかなどという誤解を生じる場合がある。 総報酬制が導入されて以降、賞与支給の把握は困難であり、事業所からの届出がない場合もあり得る。 2ヶ所以上の事業所に勤務する被保険者については、被保険者からの届出がなければ、把握は困難であるうえに、把握したとしてもオンラインシステムでは管理ができないというシステム的な	報酬月額の算定にかかる制度的な問題については、法やマニュアルの整備が必要であり、年間報酬による算定を行うなどの変更が必要ではないかと思う。 また、法を整備しても人の解釈は様々であるため、マニュアルにより例外的なものを含めた個別具体的な取り扱いを確立する必要があり、それと同時に、マニュアルを内部だけのものとせずに、一般の被保険者などにも公開して、常識的な考え方に基づいたものとなっているかどうかの意見などを求めてもよいのではないかと思う。 賞与の支給や2ヶ所以上の事業所に勤務する被保険者の把握は、他の行政機関と連携して情報を取得できるよう、また、2ヶ所以上の事業所に勤務する被保険者も管理できるシステムにする必要があると考える。	年金記録問題が存在することを知ったのは、国会でこの問題が取り上げられてからであり、その当時は社会保険庁が管理している記録は正しいものと信じて、お客様に対応するしかなかった。直接的に年金記録を確認したりする業務に携わったことがなかったため、このような状況になっていたということは知る由もなかった。	年金記録問題は時代的な背景も踏まえ、起こるべくして起こった問題だと思う。 この問題は、私が生まれる遥か前から、膨大な人数のあまりにも長い期間の情報を紙で管理するという現実があったことを抜きには話すことはできないと思う。その記録の中には劣化したり、文字が判読できなかったりするものがあることは、普通の人が考えても想像に難くないと思う。コンピュータの普及した現代においては、当たり前のことが当時は当たり前でなく、現代の基準で考えた場合の結果論であり、当時は当時の職員なりにできる仕事をやってきたと思う。お客様には、まずそのような事実があるということを説明し、ご理解をいただいたうえで、今後どのように誠実に対応するかが重要であるということを考えながら業務を行っている。言い訳がましく聞こえてしまうかもしれないが、厚生労働省や社会保険庁はそのような説明ももっと周知する必要があったと思う。しかし、現在は環境が少しずつ整備され、相当数の記録が統合、訂正されたという事実を見れば、今までやればできることをやってこなかったということは率直に反省しなければならないと思う。
5772	地方庁	その他(社会保険事務所)				
5773	地方庁	その他(社会保険事務所)		現場の意見、状況をきちんと把握して、解決すべきである。いろんな通知を出しても、誰が考えて出してるのかわかりませんが、ミスも以前から多く対応するのは現場であり、職員の声をきちんと聞いてもらいたい。人を増やせば解決できる問題ではないので、派遣の人が来てもすぐ人が変わっていまう長期にいられる人材が必要と思います。	機械化したとき、紙台帳をマイクロにするにも予算ないことを理由にスムーズに出来なかったり、台帳をきちんと整備しないでオンライン、基礎番導入をしたのが今の現状のひとつと考えます。	現場の意見そのもの聞こうともしないのに、対応は出来ないと思います。今現在も同じですが。
5774	地方庁	その他(社会保険事務所)	船員保険の記録整備ができていないまま、特別便で疑重複番号として仮番号でのお知らせが送付された。仮番号の為、確認整備が必要なことを知らない窓口担当者が再裁定を受付したが記録確認に1年以上かかり再裁定がまだできていません。「再裁定は平均3ヶ月程度」と公表されているが実際には受付から2年近く要している方もおられます。(船員保険は昭和46年までは番号が設定されておらず、オンライン上は生年月日より設定された仮番号で加入記録が管理されており漏れや誤りが多く、処理をする前に元の紙台帳との照合が必要です。) 障害年金や遺族年金等の受給者に昔の報酬の少ない記録を統合すると減額となる方が多く見受けられます。記録漏れがわかっていても、あえて手続きはされていません。こういった方の記録は残りますので未統合記録残ゼロにはなりません。増える事ばかり広報されてますが減額になる方も少なくありません。 特別便の回答を11月30日までと期限を切られ、残件数を週次報告するため適当に回答し処理件数を増やせといわれた。口頭だったのでどこから降りてきた命令か判らないが、非常に腹立た	船員保険の紙台帳と仮番号記録の照合整備。戦時加算の確認。また事務所職員に船員保険仮番号の知識が無く、確認できていない記録を統合してしまっているケースもあり船員保険の知識のある人による丁寧な確認作業が必要と思います。 「エエカッコ」した見せ掛けの広報ではなく事実を公表する。 少しでも早く調査結果をお知らせするのは当然ですが、人間の処理能力には限界があります。処理をせかされ急ぐあまり調査が中途半端にならないよう念入りな調査をする。受給者のみなさんは少し早い回答より確実な調査結果を求めていると思います。	オンライン化された時旧台帳記録が整備されず、当時ご本人からの照会にも旧台帳記録確認の為かなりの日数を要する状態でした。毎年、旧台帳カセット記録の整備を要望しましたが「予算が無い」の一言で全く聴いてもらえませんでした。年金記録問題は「職員の不祥事」とばかり取りざたされておりますが、長年予算が無いと言い訳し整備しようとしなかった「国」の責任でもあります。旧名簿も「保管場所が無いマイクロフィルム化したので不要だ処分しろ。」と無謀な命令を出したり、当時の役職者には被保険者記録に対し非常に重要な書類という認識がなく、こういった場に面する度に不安を感じていました。	一担当者としては、被保険者名簿や台帳等古い書類は保存して・捨てないでと申し出るのが精一杯でした。 一つ一つの年金加入記録が年金受給に結びつく非常に重要な情報である。という認識がみんなに無かった。仕事をこなしていく対象でしかなかったため処理が終わったあとの管理がずさんになっていたと思う。今特別便の記録調査をしていますが、このことは如実に感じます。回答を急ぐあまり、以前の二の舞にならないよう丁寧な調査を心がけています。
5775	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	ひとつひとつ確実に地道に調査して解決してゆくしかないと思う。しかし、被保険者の協力がないと解決しない問題でもあると思う。現在でも基礎年金番号が分からない被保険者もいるため疑重複が発生することもあり、国民に協力いただくことも必要である。	記録問題として認識したなはマスコミ報道による。統合処理が進んでいないことと、記録改ざん問題は年金制度の信頼を表切る大変な問題であると思った。	信頼回復に向けひとりひとり親切丁寧に対応していくこと。 基礎年金番号が導入されてから手番の統合が遅んでいなかったのが問題であったと思う。
5776	本庁	その他(本庁)	世間一般に明らかにされている問題以外には認識していない			
5777	地方庁	社会保険事務所長	特記事項なし		基礎年金番号導入以降の未統合記録の全体像は承知していなかった。	年金記録問題の解決のため、特別便、記録確認のお知らせ等順次情報提供を行っているが、同一人に対し、複数回の通知が届くことにより不信感を増幅させる結果が見受けられる。時間的な制約はあったとしても、解明作業等の一定の記録整備(整理)が終了した時点で、被保険者(受給者)に対して記録の確認をお願いすべきであったと思料する。
5778	本庁	その他(社会保険事務局)	昭和34年1月をまたいで農協等に勤めていた場合、昭和34年1月前の厚年記録は全て農林共済に移管される。 移管された記録はその事業所台帳のそれぞれの被保険者に○農の印が押されている。また、当時農林共済には資格カード(個人の台帳)を渡している。 農林共済に移管されているはず(名簿に農の印が押印済み等)の昭和34年1月前の記録を農林共済に確認すると、「農林側には移管された記録は無し」(昭和34年1月以降農林共済組合員としての資格取得の記録がないので、移管対象ではないという理由もあった)という回答されることがある。 事業所の台帳(健保の加入があるため)では資格喪失日が昭和34年1月以降であるので、おそらく当時の事業所が農林共済に対して資格取得届のようなものを怠ったか、農林共済の方で記録管理になんらかの問題があると思われる。	今後、農林共済記録が全て移管されたとしても、このような事例は救われない。 できれば農林共済にさかのぼり適用をさせられれば良いが、農林側の適用のことであるし、保険料の問題があるので、難しいかもしれない。	記録課の業務がまさに記録問題であると感じる。 記録課に配属されたとき。	日々の記録整備業務をこなすこと。 記録問題が大きくなった時点で、庁として記録課の人員を厚くし、記録整備に努めることが必要であった。
5779	本庁	その他(本庁)			世間が騒ぎ出してから気がつきました。	その頃は、地方事務局に配置されていたので、特別便対応に必死でした。 一人一人が高い意識を持って、責任を持って仕事をすることを考えていれば大丈夫だと思いま
5780	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在の事務処理能力にも限界があるので、現役世代の方には申し訳ないですが後回しにして、まず、受給者を最優先に記録調査、再裁定を終えるべきと思います。高齢の方も多く、調査中や再裁定中に亡くなられる方も多いため、現役世代に理解をしていただき、受給者世代をまずやり遂げることが大事と思います。	年金手帳番号を複数持っている被保険者の存在を知ってはいたが、ごく一部の被保険者だと思っていた。大部分の方は一冊の年金手帳で受給者になるものと思っていた。 WMで検索して、見つからなければ、「ない」と認識していたため、紙台帳から移行していない分や入力誤りがこれほどまで多いとは思わなかった。 受給者も裁定請求時に確認をしているため、未統合の記録がこれほどまで判明するとは思っていなかった。以前から、再裁定業務がありましたが、5000万件と言われて多くの未統合記録の存在を知りました。	現在のように定期便などで記録をお知らせする仕組みが導入されたが、もっと早く実施すべきであったと思う。しかし、オンライン化されるまでは、無理であったと思うし、オンライン化されても厚生年金は住所管理していなかったことから、基礎年金番号導入まで無理だったと思われる。そのため、基礎年金番号をもっと早く実施していればよかったとも思う。 昭和36年に国民年金法が施行されたときに、厚生年金番号を有する者は厚生年金の番号を国民年金の番号として記録管理すれば、一人ひとつの年金番号という認識をもっと強く持っていただくこともできたと思うし、初めて年金手帳を交付するときに、事業主や国民に「年金受給するまで、大切に保管し管理すること」など、指導できていれば、これほどまで未統合の記録は発生しな
5781	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にない	記録調査等の現在おこなっている事務処理を継続していくとともに、業務量の増大につながるが、裁定請求処理時にマイクロ等の過去記録の打ち出しなども必ず必須とするようにするなどの対応	メディアなどで報道されている内容について、過大に報じられている部分はあるが、過去の記録などの管理体制などがここまでとは、認識していなかった。	被保険者一人ひとりに対しわかりやすい説明を心がけ納得いただくよう、説明の対応に努めた。 反省点は、多々あるが、世間への悪い印象しか与えなかった、報道等の対応により問題をより大きくしてしまったことも一因とおもわれる。
5782	地方庁	その他(社会保険事務所)	ある手帳番号で厚生年金の脱退手当金を受給した方が、別の厚生年金の会社へ就職し新たに厚生年金の手帳番号を持った場合で、脱退手当金の支給日がもう一つの厚生年金加入期間中の場合にその記録は脱退手当金を受給していないことになるため、厚生年金加入期間中ということで年金が支給されてしまう問題です。	脱退手当金支給記録のある手番と、別の基礎年金番号や手帳番号を統合した際で年金請求書を登録するとエラーになります。これをエラーとならないようにシステムを変更すればいいのではないでしょうか。現時点では、業務センターへ記録補正を依頼する方法だと思いますが。	年金記録の解決には相当な年月が必要と認識しておりました。またこの問題について社会保険庁の対応が遅かったことが一番の要因ですが、被保険者の方々も年金手帳の存在が軽視されていたことも問題ではないかと思います。この未統合の記録というのは、本人に確認しても記憶がない、思い出せないことが多く、私達も記録の統合については慎重な対応が求められておりました。この問題について、私は平成16年から年金給付課に配属されましたので、相談コーナーから回ってくる請求書を審査する段階で知ることとになりました。	年金給付課の当時、相談コーナーからの請求書にはハードコピーの添付がなく一次審査をする給付課員でハードコピー取りをしていました。当然氏名索引もするのですが、相談コーナーの担当者で氏名索引はせずに基礎年金番号に収録されている記録を請求者に確認するだけで、問題ないといえばそのまま請求書受理という者もおりました。そのため、相談コーナーの職員に対しては必ず氏名索引をすることを求め、行った氏名索引のハードコピーを添付させることにしました。当時は年金記録問題が社会問題にまでなるとは思っておりませんでしたが、相談コーナー、そして年金給付課の対応が宙に浮いた年金記録問題の防波堤であると認識し業務にあたっておりました。 この問題については、基礎年金番号導入時点である平成9年1月1日の段階で、間違いなく予測できたはずです。その当時から今の特別便や定期便というのをおこなっていればここまでの問題
5783	地方庁	その他(社会保険事務所)	特老厚受給者で65歳まで国民年金に任意加入している者が65歳老齢基礎裁定後に65歳までの国民年金保険料を納付した場合、年金額に反映されないままの場合がある。(全てかどうかは定かではない。)	納付記録が反映された時点での再裁定。(再裁定リストが出力されているかは未確認です。)	年金給付課在籍時(平成11年ごろ)に別手番が存在することを知ったが、年金請求時に加入履歴をお客様に確認していただくことで漏れはないとの認識であった。記録問題が浮上してからは、何十年も前の記憶のためわからないことが多々あることがわかり、社会保険庁側がきちんと管理しなければいけないことだと改めて思った。(当然のことでしょうが)	今後は基礎年金番号で管理していくため、上記問題点は解決していくと考えられる。ただし、WMのシステム向上や住基との一括管理は必要。
5784	地方庁	その他(社会保険事務所)			国民の皆様にご迷惑をおかけしていることに責任を感じ、一刻も早く解決しなければならない問題であると認識しています。 問題の存在を知ったのはメディアにて問題が報道されはじめた4、5年ほど前からです。	年金記録問題の解決のため、自分自身に与えられた業務については原則即日処理する事を義務化し、即日処理ができない案件については、より早く処理ができる方法を担当課と話し合い、最善の方法で対応しておりました。 反省点としては、自分自身の業務が終了し案件が手元から離れてしまうと、対応した案件の進捗状況を確認することが極めて困難となるため、案件が手元から離れた後でも処理状況が確認できる様な受付簿システムの検討ができなかった点

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5785	地方庁	その他(社会保険事務局)		少しでも多くの情報を対象者に与え、何とか思い出していただけるようにするとともに、どうしても思い出せない記録については他の記録との整合性により本人の記録と断定して記録の統合処理を行っていく必要があると思う。	年金の受給の可否、また受給者においては年金受給額に関わる大変大きな問題であり、一刻も早く解決する必要がある。	本人の記録と思われる番号が確認されれば、本人に確認を行い番号の統合処理を行ってきた。元々の年金制度において国民年金と厚生年金と別々の番号を作成したことや、本人がいくつもの年金番号を持っていたにも関わらず基礎年金番号発足時に統合処理を行わなかったこと、また窓口での記録確認において本人から会社名等を言ってもらわなければ本人記録と断定しなかったことなど、多くの問題点があると思うが、浮いた記録が存在することをもっと大きく周知しもっと早い段階で加入者に年金記録をしっかりと確認させる必要があったと思う。
5786	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	とにかく地道に作業を進めるしかないと思います。	「年金記録問題」と名前が付いた時点から記録問題としての認識をしたが、以前は、そのような事象は現制度・システムでは普通にあり得ることとして考え、日常の業務の中でごくあたりまえに記録の統合等の作業を進めてきていました。	「問題」と呼ばれるずっと以前の基礎年金番号発足時から1件でも多くの不明な記録解明・統合をすべく日常業務をおこなってきていました。 現在の年金制度やシステム、これまでの年金制度の歴史を考えれば、一時に全ての記録が統合できないことは、あたりまえに考えれば誰でもわかることで、それを「問題」として大きく騒ぎ立てられたことで地方事務所が今まで優先順位を考えながら地道に進めてきた作業が混乱してしまったのが非常に残念でなりません。 「問題」と騒ぐことなく、もっと時間をかけて統合作業を進めていければ国民の皆様の不安を煽ることなくより完全な形で完結することができるのに、今は職員の数が足りない中で遮さばかりが求められ、結果的に不完全なまま終わってしまいそうな気がします。
5787	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	予算、人員の確保	早急に解決しなければいけない問題。 5,000万件の記録が発覚した頃。	通常業務を圧迫させての休日出勤、時間外労働、事務所支援等。 制度自体に問題があった。
5788	地方庁	その他(社会保険事務所)	承知していません。	長い歴史の中で積み重なってしまった問題なので、現時点でできることはオンラインへの収録等、問題点をひとつひとつ地道に正確に行い解決していくことだと思います。また、年金を運営する側だけではなく、国民の皆様に広く制度を理解いただくよう周知・広報をしていくことも重要ではないかと思います。	未統合手番については、平成9年基礎年金番号制度が開始以降、直接本人への照会、資格取得時の確認等を行ってきていたので、年金の裁定請求時以外にも少しずつでも統合が進んでいくものと考えていました。五千万件もの手番が未統合ということはマスコミ報道が始まった時期に初めて認識しました。また、年金の期間調査に携わった約5年ほど前、過去の統合帳からの切替時の不備が多くあるとこを認識しました。	基礎年金番号の新規払出時、同姓同名等の番号重複の可能性がある場合はその都度照会を行いましたが、その照会に対してくり返し照会を行っても回答いただけないことも多く、年金に対する関心を持っていただく必要性を感じました。 現在、特別便・定期便等により以前と比較してお客様に、まず、ご自身の年金について確認し意識していただけるようになってきたことは良かったと思います。一方で、準備が整わないまま特別便を送付したことにより、年金再裁定や、記録照会の回答等の事務処理が追いつかずに、お客様に対し、また新たな不安感・不信感を与えていることも確かだと思います。問題を迅速に解決することは重要ですが、さらに不信感を招くことのない様慎重な対応をするべきと考えます。
5789	地方庁	その他(社会保険事務所)				
5790	地方庁	その他(社会保険事務所)		今後の問題発生防止のためには被保険者との直接の連絡窓口を増やす。 適用事業所への抜打ちの検査を行う。 過去の記録については記録整備を専属して行う機関を設ける。	基礎年金番号導入時に生年月日、氏名等に記録の瑕疵があるのは認識した。	生年月日や氏名は若干の検索の幅を持たせて、お客様の申出に対応していたと記憶している。問題はお客様本人の記憶からほとんどなくなっている場合、当庁の記録から全く見当たらないケースであり、まずは全庁でこの問題を共有し、開示する必要があったと考える。
5791	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	解決に向けての多くの事務がありますが、国内以外にとれらわれずプロに、早期解決にむけての業務のプランニングを組んでもらう。	年金記録問題が既に報道等でとりあげられてからの採用です。 マスコミでとりあげられるようになり、知りました。	平成20年7月の採用後、担当となった第三者委員会への年金記録に係る確認申立書の審査をするにあたり社会保険事務所での記録調査の内容が 適正であるか、お一人お一人の申立に誠意をもって取り組みました。 私は民間企業の出身者ですが、国の仕事なのに地域によって取扱う書式が統一されておらず、色々な書式もマニュアル対応していることが多いのにおどろきました。 それによって大切なチェックポイントが見過ごされたり、事務処理をあやまったり するケースも多かったのではと思います。
5792	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。		基礎年金番号に統合されてない年金番号があるという問題と認識していました。知ったのは平成19年ごろです。	早急に記録統合する必要があると思い対応しました。 以前から、年金請求時点できっちりほかに番号もってないかを確認すべきであったとおもいます。
5793	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録問題と通常業務を平行して行っているため、集中して記録問題に取り組めていない。迅速に処理が行えるような組織、環境が整えばよいと思う。	平成19年6月頃知りました。制度自体が全国民に周知されていないため、問題が問題であると思わず月日が経ってしまっていること、また、年金制度に関わる職員が仕事をしていなかったことが問題であると思う。普通に仕事をしていれば起こらないような問題がたくさんある。	とにかくお客様の話を聞き、お客様の立場に立って考えるようにしている。
5794	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし		標準報酬問題に関して、徴収率を上げるため報道されておりますが、昭和61年からの、法人事業所の強制適用の開始により、経営状態の如何に関わず適用してきたことで滞納事業所が増えたことによる弊害と認識していました。昭和63年頃、知りました。	事業主負担を考慮すると、大企業と中小企業の違いによる負担具合は適正なのか。近年の法人の設立基準(資本金等)に比べ、保険料の負担の重さが、事業主の想定を超えていると思う。
5795	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	相談職員の年金知識の向上を図る。年金手帳を安易に発行しない。事業所への通知を個人単位で確実に届くようにする。	年金番号の管理不足。マスコミ報道によって知った。	相談者に対して年金制度を理解させるよう努めた。年金番号を安易に払い出したこと、厚生年金の通知を事業所単位で送付することが多いことなどが反省点であると思う。
5796	地方庁	その他(社会保険事務局)			会社の人が保険料が支払えなく相談に来ていることがあったが、その頃はよくわからなかたが、後でマスコミで保険料の改ざん問題として取り上げられている事を耳にしていたが、それがそうだったかは、よくわかりません。平成15、6年頃。	知識が少なくてよくわかりません。必要な知識はこれから身につけていきたいと思います。 この頃は自分に与えられる仕事で一杯でしたので、回答に答えられずに申し訳ございません。
5797	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	マイクロ台帳とWMの突合作業を行なってきましたが、マイクロなどの台帳は確認したとしても確認した事実がマイクロに反映されていないため、今後再確認として点検した際、確実に間違いないと「言われるのではなく」「目で見て確認」できる方式にしなくては、いつまでも解決にならないと思います。 今後、短期間で、集中的に問題解決を図るとなっていますが、これだけ大きな問題を解決するための事前の議論を十分にしたうえで、今後の事務作業の方向性を現場の声(所長等幹部クラス	採用時点から、「記録はきちんと管理されている。請求時に調査すれば問題ない」と諸先輩方から聞いておりましたので、当初は問題意識は乏しかったと思います。 ただ、国民年金の係りにおいて、お客様から記録がおかしいとの問い合わせを受けることはありましたが、その様な場合においても基本的には社会保険の記録が正しいものとして、証拠書類の提出を求めるなどの事務処理を行なっておりましたので、このような大問題となってしまっているとの認識としては、問題が発生した当時となってしまいます。	記録の確認作業などについては、休日の出勤など積極的に問題解決のため取り組んできました。 反省点としては、(7)でも記載したとおりマイクロ記録に確認が終了しているとの記載がないため、今後受給を迎えていく方への対応時に時間がかかってしまうのではないかと思うところです。
5798	地方庁	その他(社会保険事務所)	基礎年金番号制度導入後、加入手続きの際、基礎年金番号がわからない方の基礎年金番号を調べて、本人の基礎年金番号と思われるものがあったが、本人特定ができず疑重複処理を行い、本人からの回答がなく新規に基礎年金番号を付番することになり、一人に複数の基礎年金番号が存在する可能性がある。	照会に対する回答を至急行うため、経験者、リーダーシップの取れる人を配置する。 照会担当課だけでなくこの問題は全ての職員の問題、信用問題であるという認識を再度職員が意識しなければならない。 今後、適用関係の入力後のチェックを処理結果リストで行うのではなく、システムを改良する。Aさん入力後、Bさんが入力、一致しなければデータ登録にならないなど。	今まで、年金関係の課に配属なったことがなかったため、平成15年頃初めて適用課に配属になったときに知りましたが、基礎年金番号制度が導入され、基礎年金番号に統合されていない記録があり、統合の必要は認識していたが、未統合の記録が何千万件もあるとは認識していなかった。	記録に関する照会を受けたときは、他に未統合の記録がないか氏名検索を行い、できる限り本人の記録を見つけようと努めた。 厚生年金の適用に関して、極力、疑重複処理を行わないよう事業所や本人に連絡し確認を行った。 紙の管理から電算化、基礎年金番号制度の導入前にもっと時間をかけ、充分な導入後のシュミレーションを行い問題点などを挙げ進めていく。 現場の声を聞く。書面で意見を取りまとめ報告となっても、日々の業務に追われ対応できない。 今後、システムを企画する部署の人が直接事務所などを回り、直接業務を行う人の話を聞く。
5799	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	組織をあげて努力するしか無いと思います。 現時点では、今後予定されている8.5億件の記録照合を丁寧に行うしかないと思います。	5000万件問題について実感し始めたのは、年金相談特別強化体制時以降実際窓口でお客様と接してからです。 お客様と職歴等を一緒に確認しましたが、他手番が判明し再裁定となる方が結構いらしたことから、基礎年金番号導入後の年金請求窓口において、他手番の有無や職歴若しくは空白期間の確認等を丁寧に行っていなかったものと思います。表現は悪いかもしれませんが、1件対応を丁寧に行っておれば、ここまで大きな問題には発展しなかったのではないでしょうか。 国年納付記録では、申出書受理以降の調査において、いかにオンラインの切替がズサンであることが良くわかりました。切替結果の事後確認を行わなかったのではないか…とすら思いまし	1件対応を丁寧に行うことと、お客様の求めを的確に理解し、丁寧に対応することしか無いと思います。 特別便や定期便は行政側の努力を行ったうえで実施したほうが良かったのかもしれません。
5800	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		最後の1件まで明らかにするとの約束が行われているが無理と思います。 状況を説明し、約束したこと等について誤ったほうが良いと思います。	・基礎年金番号設定前は、厚生年金保険と国民年金でそれぞれの手番があり、また厚生年金保険では一人の者にいくつもの手番を払出すことに規制がなかった状態で、制度的にやむをえないと認識していた。 ・粘菌相談を担当したとき、洩れた年金給付記録が生じる可能性があると感じた。	・相談者からできるだけ職歴を聴きだすようにした。思い出せない人には、再裁定の制度を説明した。 ・問題が明らかになったとき、庁では、制度的に防げなかったことを丁寧に説明すべきであったと思います。(地方に責任を押し付け、地方の職員を悪者にしたように感じられました。)
5801	地方庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	人員の追加等を積極的に行えばよう思う。	基礎年金番号発足後において、件数は不明だが統合されていない記録(手番)があることは知っていた。 当時、記録番号管理課において対応している案件と思っていた。	当時には今のようなシステム(機械)がないが、人海戦術で1件1件対応すれば、今のような現状にはならなかったと思う。
5802	地方庁	社会保険事務所長	・特にありません。	・年金定期便によって直近の記録をお知らせすることで、その都度記録を確認していただき、問題があった場合の対応を適切に行っていけば、いずれ問題は解決されるはずと思います。	・年金の請求時に、請求者する方の年金記録を確認していただき、年金記録に漏れがある場合は、記憶を基にWM等により調査を行い、記録が判明した時点で記録の統合を行えばよいと思っていた。 ・統合されていない年金記録が多数あること、いわゆる年金記録問題を知ったのは、マスコミで報道され始めた、19年5月頃のことと思います。	・年金記録の抜けている方の確認申出には、最大限の方法で調査に応じるよう対応した。 ・反省点としては、対象記録の解明に必要な時間の確認がなかった。作業に必要な人員の確認がなかった。特別便発送の前に保管している記録をできる限りの整備をすることがなかった。特別便による予想された窓口の混雑への対応策がとれなかった。
5803	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		国民生活にかかわる重要な問題。 マスコミで問題が表面化してから。	黙々と法律どおり業務をこなす。 現場の職員はよくやっていると思います。 ただ年金記録問題に関る人手不足について改善の余地があると思います。
5804	地方庁	その他(社会保険事務所)				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5805	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません	現在と異なりコンピュータの発達していない時代にやっていた話を、現在のレベルで議論しているように感じます。不確かな時代に行なってきたことを検証してもしなくても当時の処理は間違っていたとの結論になると思います。 現在でも私の年代と大正、昭和初めの生まれの年代では、年金額の算出において差が設けられていると思いますが、これは年金制度が未発達であることや、今問題になっているような不確かな部分をまとめて保障する意味で年金額に差を設けていると認識していました。今回の記録問題では、今の人たちの資金で過去の人たちの救済をしているような感じがします。 一応、若い世代としては、今回の対策は世代間の不公平感を増大させるような思いがあります。個別保障ではなく年金額の算出の差をもう少し整理して、世代全体に対する保障として欲しいと思います。	25歳ぐらいからは、普通に窓口に出れるようになったと思いますが、領収書、手帳を保有していて納付記録が復活できた人を対応してきました。本人から話を聞くと同じようなケースで助かった人と同じなのに証明するものが無く、納付には出来ないと言ってあきらめてもらった人もいます。 先輩から、台帳、オンライン記録が公簿なので、確認できるものがない限り変更は出来ないと言われました。これも理論としては間違いではないと思います。	上記のような可否の線引きは仕方がないと感じていました。それを救済するのが年金額の算出の差があると思っています。そうでなければ、なぜ自分の1年と大正生まれの1年に倍賞い差を付けられるのか納得が出来なくなってしまいます。 今からみれば随分雑な事をしていたんだなあ、思いますが、当時の技術レベルではやむを得ない事だと思います。現在でも、この複雑な仕事を手作業に頼る部分が多く残っています。人海戦術をとらなければならないのに、人員を確保せずにミスを誘発する状態が続いていると感じます。 仕事の手順を示しても、実行できる体制になっていなければ意味がありません。通知で示せばそれで終わりみたいな今の体制を反省します。指示する側は判りやすく説明し、その指示が実行可能かの検証や見直しを常に怠らない事、指示される側は反発するのではなく、良く聞いて指示す
5806	地方庁	その他(社会保険事務所)	今後発生しうる年金記録の問題として記載します。 日本国内に住所を有する外国人の方も、何らかの年金制度に加入することになっています。その中で、研修生として来日された方は、まず国民年金に加入し、次年度以降は厚生年金に加入されるケースが多いのですが、国民年金に加入する際には、市町村において確認できる「外国人登録」の名称にて付番をいたします。その後、厚生年金に加入される際は事業所において、外国人の方のいわゆる「通称名」にて付番することがあります。事業所もしくは社会保険事務所において、その外国人の方が、年金番号を有する方かを確認しておりますが、「外国人登録の名称」と「通称名」で検索に該当せず、結果、年金番号の重複付番になるということが当事務所内でもあります。今後、外国人の方の適用促進をして行く中では重要な問題ではないかと思います。	基礎年金番号氏名索引照会票(届書コード「010」)において、外国籍の方のみ生年月日から逆引きして付番者の確認ができるようにする。国民年金の取得時に外国人登録をするようになっていますので、これをキーとすることは可能ではないかと思います。	平成15年の採用以来、国民年金業務に従事しておりますので、未統合の年金記録については認識しておりましたが、手帳を複数有している方については、統合を勧奨する程度でした。ただ、名無しの記録や台帳と異なる年金の納付記録(いわゆる消えた年金)などがあるということは、年金記録問題として表面化するまで知りませんでした。	入庁以来、戸別訪問等でお客様と接する際に、記録に空白期間がある方やその方に未統合の記録がある方には、記録の確認をしてもらって、納付督励の案内をしていました。 年金記録問題については、年金の加入記録というのは、国民の皆様と社会保険庁(国)との契約によって成立しているものですから、その契約内容を国民の皆様に確認していただく環境になかったことが反省点であると思います。
5807	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	職員個人個人が危機感を持ち、意識をさらに高めることが必要かと思います。	あってはならない事であり、職場の存亡の危機だと感じました。 時期については定かではありません。	電話等お客様との対応の際に、丁寧な応対を心がけてきました。 ただ、お客様の不安は想像以上であり、すべてにおいて納得していただくという 事は難しかったように思います。
5808	地方庁	社会保険事務所長	自分自身が、記録管理をどうしてきたかということを、深く考えたことがなかったので、、世間一般に明らかにされたことぐらいしか分かりません。	時間をかけても、1件1件確実に解決していくしか、方法はないと、考えます。	国民年金は、過去、手作業で、集金・市町村管理・社保管理・業務センター入力と何段階もの処理を行ってきたため、どこかの段階で間違うと、誤ったまま記録管理されることは、なんとなく感じていました。そのことを防ぐため、何年かに1度、市町村と紙台帳の突合をしたこともありましたが、庁との突合をする仕組みができていなかったため、遡及誤りは判明せず、誤ったままの記録管理がされることは、うっすらと感じていました。 厚生年金記録は、期間照会処理を行ったことがある職員は、過去から分かっていたのではないでしょうか。	記録誤りが、判明した事例が出れば、1件ずつ対応し、正しい記録にやり直してきました。 手管理からコンピューター管理に進んだ訳ですが、管理の方法を変更するたびに、過去の記録の管理方法を精査し、新システムへ移行すべきではなかったのではないでしょうか。
5809	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	国民年金の未納月数の範囲が確認できない。(一部納付、一部免除等)	詳しくは、わからないが昭和36年から昭和39年までの一部月数等の範囲について、旧々台帳がないため(廃棄)高井戸庁舎で判断し、WMに04画面として反映してほしい。また、保存記録の一斉解除はできないか。	法律および通知等に基づき、業務処理をしてきたが、不明件数が大量に存在していたこと自体、問題と認識している。また、存在自体知ったのは、平成20年6月。(審務所において、処理できないものは、処理要領に基づき、庁で管理しているものと思っていたため、つい最近知った。)	問題解決にむけ、できるものについては対応した。 また、反省点は、長期間にわたり、保存管理しなければならない膨大なデータを放置(未処理、未整理)したことが起因と思う。
5810	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に無し	年金問題を国民の心配や不信を払拭すると言う意味の解決であれば、紙での管理の不正確さであるとか、現状のシステムとは違う管理方法でありそもそも年金請求時に本人との突合作業により(申請)あわせる考えでの制度であることを業直に謝るなり表明して、周知しなければ始まってないと思えます。 すべてが社会保険庁のずさんな管理、イコール「勤務していた期間全てが年金制度加入期間である」といった意識のうえで、今の特別便等での対応をやっていると、既に職員からのどんな説明も被保険者には届いてない感じがあり、そのまま第三者委員会や期間調査の件数が増大し、処理が遅れ、通常業務を停滞させている現状です。 期間調査の回答が来ていないことでのクレーム対応などについては根本の解決からみれば解決に向けての停滞している時間のような感じを受けます。 記録の有無に関する解決としては、いつものようにマスコミ先導で先日も出た審査基準の緩和で認めるならば件数は激減すると思います。 その代わり、その基準で運用するならば保険料の支払については一切問わない、払って無くても、勤務していれば年金期間として認めます。との制度としての表明をすることも必須かと思いま	年金給付の裁定審査受付などの業務を行っていると、こういう時代にこういう名称で厚生年金をかけてたかも知れない、年金の有無はわからないが勤めていた会社・期間については全て書き出してください。 との相互確認の作業との意識で平成11年頃より事務をおこなっていた。 その時も、社会保険WMではその当時の職員のフリガナの入れ方だけで検索に当たるか当たらないかがわかれるのは非常に変なシステムであると思っていた。 しかし、システム改善などは経費がかかるから出来ない本人から申し出のあった期間以外については教えるのも出来ない、とのルールで本人と接してる時には統合させてない手番はどうするんだろう?とは感じていた。 また、基礎年金番号切入時の処理の方法についても雑なので、手番のままのものはどのようになるんだろうと平成9年の時にも疑問であった	そもそそ、制度設計や組織。法令について加入期間を管理しようとかの意識の元に作られたものではないというのは明白だと思う。 ただし、日本の官庁組織でもこのように数十年後に使用するような記録を保持するという意識も無かったのもいけないと思う。 実施庁である社保庁側も問題提起及び行動を(アピール含む)するべきだったし、厚生省も本法を扱っているわりには、今までほったらかしであったとしか思えない処理を行っている。 反省とすれば、そもそもの制度設計をどこまでで考えていたか?そこからの検証・反省はすべきであると思います。 個人としては、給付課の時はとにかくふりがな、生年月日、会社名など範囲を広げ、可能性の範囲も含めて本人(もしくは遺族)から情報をもらって年金決定を行う前のぎりぎりまでこちらで探すという方法しかなかった。 他県の記録などでは、当時明らかな限界があったため、対応のレベルとしては稚拙だったかもしれないがとにかく紙台帳記録の検索方法のスキルを自分であげるという自衛手段しか思い浮かばなかった。
5811	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	定期的な研修会の開催です。 メールではなく本庁と現場のそれぞれの職員が対峙して意見交換を行うものが望ましいと思います。 問題解決を目指す対策に、文書のみのやり取りは根本解決には程遠いと思います。	年金記録問題は私が職員として在籍する前からの問題であり、その解決に向けて、何に尽力すればいいのか、混乱し悩みました。何もかも雲をつかむような内容に、来訪者への対応・電話対応に追われ、心底真実について知りたいと思いました。 また、この問題は報道を通して、先に何が起きているのか知りました。内部通達より、報道で先に知らされる事実に衝撃がありました。 政治の道具としてではなく、国民・職員ともどもに解決できる対策を国会で議論してほしいと思いました。現場からの意見を盛り込んだ討議をしてほしかったと思います。	誠実に、私の知りうる限りの知識・内容で、仕事と被保険者・年金受給者に正面から対応しました。 社会保険庁からの対応は、アンケートや報告を求めるものばかりで、国民が真実知りたいことを現場に知らせていなかったこと、現場での対応を直に直視していなかったために混乱が大きくなったことが、大きな反省点であると思います。
5812	地方庁	その他(社会保険事務所)			納付した期間が年金額に反映されていない方が大勢いらっしゃり時間をかけてでも解決しなければならない問題だと思いました。 年金相談業務に携わって6年になりますが、基礎年金番号に統合されていない記録がたくさんあるということはその当時から承知しておりました。	裁定請求時に、お一人お一人時間をかけて職歴等を確認しております。 厚生年金においては、資格取得届処理時にむやみに新番払い出しをせずに職歴を確認すべきだったとおもいます。また、被保険者の住所管理を制度発即時からしていればよかったと思います。
5813	本庁	その他(本庁)		すべての年金記録の紙台帳をオンラインシステムへ登録すること。 氏名や生年月日が未登録の記録に、氏名と生年月日を登録すること。 上記2点を実行することにより、社会保険事務所窓口で、相談を受けたときに氏名検索により、本人のものと思われる記録を特定するのが、容易となる。また、期間調査の手間を省けることにもなり、迅速な解決へとつながる。	年金相談時や記録調査時に、氏名検索ですべての年金記録が出てこないことから、このような問題はいつか表面化するのではと危惧していた。(「7」でも書いたとおりだが、紙台帳をすべて電子化し、オンラインシステムにのせておけば、ここまでのことにはならなかったと思う)	上記を認識していたにも関わらず、そのことを改善要求してこなかったこと
5814	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録が判明すれば、すべて年金額が増額されると思われているが、減額される人もいるということを、世間一般に知られていないと思われる。	もっと減額ケースもあると広報した方がいいと考えます。	私は、平成21年11月24日から育児休業復帰したため、現在年金記録・処理方法を学習中です。	特になし
5815	地方庁	その他(社会保険事務所)				
5816	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	過去の記録においては、台帳をあたっていなどの対策を今までどおりおこなっていかなくてはいけないと思います。 しかし、過去の問題だけでなく、現在においても、疑重複者が発生しています。中には、過去の住所地や、勤務先を覚えていない方もいらっしゃいます。このままでは、未来においても、年金記録問題はなくならないと思います。基礎年金番号と住基ネットとを連動させて、疑重複を防ぐなどの対策が必要だと思います。 この問題について、人員を割いていただけるとのことですが、厚生年金の加入漏れ、報酬の誤りなどの現在進行形の事業に対しても、定期便による被保険者からの情報を待つだけではなく、積極的に調査をおこなえるような人員配置をとっていただきたいです。	当時は年金番号を2つ持っていても、受給申請するときにひとつにまとめればよいと聞いていました。受給者の方でも記録漏れがあるというのは、報道で知りました。	なるべくなら、疑重複を出さないように、確認を取っています。しかし被保険者の記憶に頼らざるをえませんので、やむを得ず疑重複番号を払い出し、督促しても回答を得られなかった場合は、市町村に確認をとるなど、基礎年金番号に統合するよう努めています。 現在、第三者委員会では本人の記憶、また、当時の記録などの証拠書類をもとに、記録の訂正を行っていますが、新規適用日の変更、2等級差がないにもかかわらず、月額変更扱いにするなどの事例があります。そのように保険料を取られていたからといって法律にそぐわない決定をされると、後々、別の問題に発展する可能性があるかと思います。
5817	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		国民の皆様から公的年金制度に対する信頼を回復するためには、1日も早くねんきん特別便に係る回答を行うことと記録の漏れ等が確認され訂正された場合の再裁定後の遡及分を含めたお支払いを早急に行うことが必要と思います。11月末までは、ねんきん特別便に係る期間調査及び回答書の作成について、担当課職員はもとより事務局管内の全職員が自分の家族に対して回答するように、丁寧な調査及び回答書の作成を行ってきました。しかし、まだ多くのお客様が回答書の到着をお待ちになっています。今後のおいても、日本年金機構への移行事務等で休日返上して作業をする中でも、可能な限り記録問題に対応していく所存です。また、確かな証拠等は持っていないが年金記録の回復を願っているお客様の被保険者記録については、状況証拠等を考慮のうえ、可能な限り修正が可能となるような判断が必要と思います。	平成9年に基礎年金番号が被保険者等に付番されましたが、国民年金及び厚生年金保険への加入時に取得した年金番号について、回答を頂き統合処理をすることとされていましたが、回答書の受付状況が芳しくないとの話を聞いていました。この当時は、最終的に年金を請求していただく時に一括して統合するので、特に問題はないとの話もあり疑義は持ちませんでした。また、いつごろかは不明ですが、年金の請求をいただいた方の年金手張等を拝見すると生年月日や氏名の一部が戸籍と違っており、お尋ねすると就職するときに承知のうえ届けられたことなどを聞いたことがあり、年金手帳を紛失した場合は、統合困難な場合もあるだろうとの思いを持ったことを覚えています。	お世話になった方や親戚のご家族にも記録漏れ等が発覚され、多くのお客様が事務所においでいただくことになったことを踏まえ、お客様の立場に立ち年金記録問題を考えたときに、今まで問題意識を持たずに公務員生活を送ってきた自分が恥ずかしくなりました。事務所に在勤していたときには、わざわざおいでいただいたお客様を待たせることなく、安心してお帰りいただけるよう臨時相談窓口で出来るだけ丁寧に対応させていただきましたが、お客様の記憶と記録が一致しない時は、一旦お帰りいただいて整理をしていただき、夜に電話をかけさせていただいて再調査したところ記録が見つかり、朝一番に事務所に見えられて御礼をいわれたこともありましたが、最後まで見つけることが出来ずに申し訳ない気持ちで見送る方も多数いらっしゃいました。 (反省点)老後の年金は、お客様の大事な生活の糧であるということをどこか忘れていたこと。自分が携わっている仕事の重みと責任の重さがわかっていなかったこと。自分がおかしいと思ったことは、声を出して提案するなど発言してこなかったこと。お客様を向いての仕事ではなく、自分勝手な仕事をしてきたこと。
5818	地方庁	その他(社会保険事務局)			基礎年金番号が導入される前から、一人の方が複数の年金番号(特に厚生年金)を持っているのが多いことを知っていた。	基礎年金番号が導入された後は、国民年金業務担当のときは、市町村から国民年金の異動報告をもらう際に、複数の年金番号をもっているときはあわせて報告してもらうようにしていた。また、異動届を処理する際(取得、再取得等)にできるだけ、氏名検索を行い、資格期間が一致する本人の可能性が高い記録は確認のうえ統合処理を行っていた。 やはり、基礎年金番号を導入する時点で、もっと複数の年金番号を有する場合は、届出が必要な旨、できれば基礎年金番号通知書に加入履歴を同封するなどの周知徹底が必要だったと考え

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5819	地方庁	その他(社会保険事務所)	自分自身はテレビや新聞などで報じられていることしか耳にしていません。	速やかにことを進めなければならないことではありますが、焦ってやろうとして、かえって状況を悪くしてしまうことも避けねばならないと思いますので、できることから確実に処理していくしかないと思います。	基礎番に統合されていない手番があるということは聞いたことはありましたが、ここまで根が深いもの知ったのは5000万件の浮いた手番があるという報道がされたときです。	それまで記録管理の業務についた経験がなかったため、マイクロや画面の見方など、この問題に取り組むために必要なことを周りの方達から聞くなどして業務についていました。反省点としては、年金行政の重要性を軽視し、これまですすめてきたことが大きいと思います。一般の方々にも周知するような取り組みが必要だったと思います。
5820	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	これから取り組もうとしている8億5000万件等も含めて、まだまだ記録整備完了までには長い時間を要すると思います。 経験者として申し上げれば、記録整備には近道はないということです。どれひとつとっても手の抜けないことばかりです。 結果を急ぐあまりに新たな年金記録問題が起きなければと懸念します。	記録が機械化される以前から、二重払い出しによる記録の不備・混在、手番の誤記入による記録の事故等は存在していました。それらについては、業務センターからの事故リストに基づき補正していたと思います。	前問のとおり、注意していても、ミスは起こってしまうものですし(場合によっては事業所等からの各種届書が誤記入のこともありますので)、当たり前のことですが、①チェック体制をしっかりする、②事業所等への研修(指導)を行う、③計画的に年金記録の整備を行っていくのが良いのではないかと思います。
5821	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	今後はねんきん定期便などで本人に毎年確認していただけるので大きい問題は発生しないと思いますが、今なお誰の記録かわからない手帳番号については企業などから情報(本人住所、扶養家族など)の提供を受けられたら、少しは宙に浮いた手番の解消につながると思います。	平成元年頃年金給付課にいたとき、大阪は特に再裁定が多いと、業務センター支払調整1係から注意を受けていたのを覚えています。地域柄なのか県塚においては、女性に多いのですが、自分の勤務していた会社名を覚えていない、転々とされる方が多く、裁定請求の受付時には他に勤務はしてなかったか聞き取りはするものの、もうないよ、と面倒がられたり、完全に忘れていたりということがありました。今は、会社名を本人に伝えてもいいということになったので、氏名素引して何かでてくれば本人に尋ねることができますが、当時は絶対に会社名を言ってはいけないというスタンスであったため、結果宙に浮いた手番を増大させてしまったものと思います。	当時は、期間照会以外に方法がなかったのでどうしようもなかった。 本人に会社名を言ってはいけなかったこと。今の名寄せ便のように、「この期間はこんな会社に勤めていませんでしたか」という手段がもっと早くにとれればよかった。年金を受給するときまで、何も知らせないということがあまりにも不親切だったと思う。確かに基礎年金番号できる平成9年までは厚生年金の被保険者の住所がわからないので仕方なかったのではあるが。
5822	地方庁	その他(本庁)			年金記録問題については、社会保険庁の行政サービスへの怠慢から発生した問題であると認識していました。そして、年金記録問題が存在しているのは、TV等でそのことが問題視され、放送されるようになってから、知りました。	私は年金記録問題が発覚した当時、社会保険事務所の年金給付課に所属していたので、その問題に不安をもって相談をなさるお客様に対して、年金記録の確認をしたり、抜けている記録がある方に対しては記録の訂正を行っていました。 年金記録問題は、お客様へご自身の年金記録の確認してもらうことなどを当然行うべきサービスをしていないなどの顧客サービスの意識が欠けていたことから発生したと思っていたので、年金給付課の立場からお客様に何ができて、一番お客様のためになるものは何かと考えながら対応していました。
5823	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にない。	申し出の中にはもれ等ないが照会となっているものが多く見受けられる。区分けを早期に行い照会すべきものには対応し得る職員で早期の回答を行わなければならない。	オンライン以前までは原票での処理を行っていたがオンライン移行時は携わっていなかったため、オンライン後は全ての記録がWMで確認できると認識していた。記録問題発覚しオンラインに収録されていない記録があることを知ったのが初めてである。	お客様からの聞き取りを丁寧に行うことを心がけた。問題点としては、手管理時の記録の早期の突合が必要と思う。また、昔の勤務イコール厚生年金加入であるかに思われているので丁寧な説明での理解を得ることが肝要かと思います。
5824	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	「自分の年金記録がない」と申し出をする者について、一括で救済する等、思い切った方法をとらないと解決は難しいと思います。(私個人といたしましては、一括救済は不正申出の点から反対です。) 現時点においては、現状の「年金記録問題解決の事業スケジュール」沿って、一歩一歩進んで行くしかないと思います。	平成19年4～6月頃、新聞・テレビ報道等で知りました。企業員においても、新聞・テレビ報道等によって、はじめて問題が存在することを知った職員も多いと思います。いずれにせよ、社会保険庁として解決しなければならない問題であったと認識していました。	年金記録の管理方法にも問題があったが、被保険者に定期的に自身の年金記録を確認していただく仕組みがなかったことが一番の原因であると思います。 「年金記録問題」につきましては、社会保険庁で示された「年金記録問題解決の事業スケジュール」沿って、自分にできることを確実に行うことを強く意識しました。また、公的年金制度に対する正確な知識を身につけるために、より一層自己研鑽に努めるようにしました。
5825	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金記録が調査後に判明し、記録の追加となった場合、高齢任意や第4種として納付していた保険料を還付することとなります。 若いころの少ない報酬の記録が追加になり、晩年にかけたある程度の報酬の記録である4種や、高齢任意の記録が取り消しになり、結果年金の受け取り金額が少なくなることもあります。	記録が後に判明になった場合、特例的に高齢任意記録や第4種記録の補正、還付をせずにそのままその分も受給計算対象期間にすればいいと思います。 もしくは、本人さまに、四種期間や高齢任意期間について、還付がいいか、このまま年金として受け取るのがいいか、選択できるのもいいかと思います。	私が年金記録について問題であると意識したのは平成6年新規採用後、1年後でした。当時、業務第3課として、期間調査や手帳再交付、他庁照会の業務に携わりました。 過去の紙台帳から被保険者記録を調べ、記録の補正をしました。紙の台帳がコンピューターに反映していない記録も多くありました。 紙の記録が保管してあるとはいえ、問題であると感じました。 また、年金受給申請をする段階にきて調査をするのが当時の調査のほとんどでした。 被保険者は、年金を受給する年齢になり、若いころの勤務先について思い出すのも困難です。 そのあいまいな記憶をたよりの申請をこちらも調査しなくてはいけませんでした。	問題であるとは感じていましたが、当時は採用もまもなく、どうするすべもありませんでした。上部組織に意見するしくみもなかった(知らなかった)ように思います。 今でこそ、掲示版など自分の意見を発表できる場があります。採用間もない者でも意見することができます。すばらしい取り組みと思います。 現在は年金定期便などで若いかたにも年金の記録を確認できる機会があります。若いころから自分の記録に関心をもっていただけるよう広報も大切であると考えます。
5826	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られているかもしれませんが、特別便の調査をしていると今現在でも氏名・生年月日が未登録の手番が存在しています。ご本人様の記録かどうか不明であり、調査が難航しています。どうにかしてください。	カセット開放されていない記録については、業務センターにおいて一括開放は出来ないのでしょうか？	少し主旨が変わるかもしれませんが、私が採用された平成5年当時、社会保険の加入に住所登録はありませんでした。資格取得届を入力するときに、厚生年金手番があるメッセージが出ていても事業主や本人が新規であると申し出ていた場合、新たに新規付番していました。事業主や本人が主張されている事に対して確認作業以上に突っ込んで指摘することは不可能でした。せめて住所の登録があれば良かったと思います。その結果、基礎年金番号導入された平成9年1月1日以降、統合処理におわれ、未統合者がまだまだいることを感じました。	上記(8)のとおりです。
5827	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし			
5828	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
5829	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成9年の基礎年金番号制がスタートした際、厚年・国年等の記録を統合すべく協力及び手続き・回答のお願いをしました。その際、当時はまだ現在ほど年金にみんなが関心が薄く、協力や回答をいただけなかった人がたくさんいました。その時点ですでに未統合記録が存在していることはみんなが思っていたはずです。当時の国民の年金に対する関心度の低さ(ちゃんと関心を持って手続き等に当時からご協力いただいた方も大勢います。)と、現場職員の通常業務もこなさなければならず、完結させるまでにいたらなかったこと、未回答者に対するその後の対応が明確に示されなかったこと(私が知ってる範囲でですが、間違えていたら申し訳ありません。)、そんななか、職員も通常業務で設定された目標を達成させなければならない思いから、いつしか年金請求の際に整理すれば良いだろうと、多少思うようになってしまったからだと思います。最終的には国(社会保険庁)が年金記録を管理しているので責任を持たなければならないのですが、報道でそういった今までの経緯も伝えられないまま、最初から社会保険庁職員が悪いというところから伝えられてきたことから、社会保険庁職員悪という先入観が国民に植え付けられているため、記録に関する調査にも協力いただけなかったり、協力いただけても年金額が正しく修正されて差額支払いにいたるまでに要する期間を説明すると「あんたたちがやったことなのになんですぐ払えないの？」だの、支払いの目安を説明してその期間が過ぎても支払いになってないため、苦情を言ってくる方もおり、なんで全国健康保険協会の発足を先送りしなかったのかと思います。せめて1年先送りすればもっと今より年金記録に関する問題が解決に近づけたのではと思います。この問題は、国民のみなさまの生活に直結する問題です。さらに、すでに亡くなられているかたの記録判明は困難なことから、国は保険料のもらい得と思われてしまうの悔しい問題、何十年もの間の記録を数年で解決するのは無理(迅速に解決することは当たり前だが。)な問題。あまり迅速に対応し解決することにこだわり過ぎると別な問題に発展してしまうデリケートな問題と認識しています。恐疵っぽくなりましたが、国民のみなさまは一刻も早く解決してほしいと望む問題で	職員数不足(臨時職員では出来ない業務は職員がやらなければならない)、年金記録問題が発生してさらに人手がほしいのに全国健康保険協会に分割され、人員不足により対応や処理が非常に遅れたこと。職員に専門家を作らなかったこと(事故防止との絡みもあるが、数年では熟知できず、人事異動の都度、課の熟知度が下がっているのが見受けられる)。オンラインシステムの改善が小さな部分ではされてはいるが、根本的な解決にいたっていなかった。この年金記録問題が発生してからも共済組合との連携が十分でなかった。年金法の改正や手続き等の簡素化が図られていなかったこと。現場職員の事務処の事故防止を踏まえながらの簡素・簡略化が図られず、事務処理の手間ばかりかかってしまい、少ない職員での対応が困難となり、良い言い方をすれば工夫、悪い言い方をすれば端折って処理を進めなければならない状況になってしまっている状況を上部で把握白できていなかったこと。国民や事業所への広報手段と広報内容の改善と充実が図られていないことが問題ではないでしょうか。
5830	地方庁	その他(社会保険事務所)	ございません。	年金機構移行目前ではありますが、全職員総力を挙げて窓口相談対応及び記録照会回答業務に取むことしかないと思います。	重複手番の存在や同一人に対し基礎年金番号が複数付番されている事象や基礎年金番号導入直後から知っていた。業務にあたり、ご本人に対し文書照会、聴き取り等実施し、ご本人のものと判明した分については重複取消・統合処理を行ってきた。 また、年金決定時には再度記録の洗い直しを行っていたが、どうしても本人のものと特定しかねるものも存在し、それらの累積が表面化したもので、あまり時間をかけることなく組織として取り組む喫緊の問題と認識している。	この間、事務所窓口相談時及び電話照会等に対応するにあたり、お客様の申し出を十分に聴き取り、制度の説明も交えながら平易な言葉で接するよう努めた。現時点の反省点としては、やはり年金決定時の職歴照会のツメの甘さ、年金制度についての啓蒙活動ならびに広報の不足。
5831	本庁	その他(本庁)			平成19年に国会で問題になった頃	当時は、中相管轄のコールセンターの業務に従事していた為、受給者より直接この問題について、非難も含め問い合わせをうけましたので、その都度、上からの決定事項に沿った形で対応をしてきました。私見ですが、この問題に時効を撤廃したことと、さらに亡くなった方も遡及される法案が通った為に、処理が一挙的に押し寄せられて、パンク状態になったと思われます。当初の予定を上回る処理件数に、この間地方丁の支援体制、BMP機械化による処理の効率化により大幅に処理の速度もはやまったのも、成果としては良かったと思いますが、年金記録の複雑なセンシブルな点において、熟練した職員に頼らざる部分も多数あり、また、ミスなどによる更なるクレームに発展する恐れも含む、難しい部分もあり、すべて機械化にたよる事は、不可能であると思います。ただ、受給者との直接担当窓口での、正確且つ迅速な事務処理によって、書類不備による返戻などのやりとりの時間を相当数短縮できると思います。また、事務所窓口での対応能力を向上させる事も、ひとつのポイントになると思います。
5832	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	なし	基礎年金番号導入時、厚生年金記録に住所等が収録されていなかったことから、記録統合できない者がいると聞いていたが、全数については知る立場にはありませんでした。また、年金請求書に自己の記録について記載する欄が存在することから、年金請求時に記録統合が行われると考えていた。	当時、業務センターの業務部に在籍していたが、年金請求時には解消すると考えていたため、特に対応はしていませんでした。 未統合記録の存在(全数把握含む)を内外に周知し徹底的に対応していればともっと早期解決への道もあったのではと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5833	地方庁	その他(社会保険事務所)	ない	年金問題は国の責任と受け止めて仕事をする人材が必要と思います。 契約が終了したから「ここまで」と途中で止めても平気な考え方の人材は不要です。 複雑な年金をお客様にわかっていただくためには、職員の体調が悪くてはちゃんと説明ができません。そのためにも職場の環境をよくする方がいいと思います。具体的には勤務時間も8:15開始ではなく、今までどおり8:30開始がいいと思います。 疲れた体では満足していただく対応はできないと思います。	ニュースで話題になり窓口があふれ出したのは平成19年6月くらいだったでしょうか。 当時は社会保険事務所にいなかったので、社会保険事務所に支援に行きました。 年金記録の仕事をしていた頃は責任をもってしていたつもりです。でも、平成の初めには出てこなかった記録が今になって、どんどん出てきて驚いています。 調べても出てこなかった記録に対し「見当たりませんでした」と回答した方々に申し訳ないと思っています。 旧台名寄せで「あなたの記録ではないでしょうか？」と照会しても、そのお子さんから「親がまだしっかりしていた60歳頃に言ってくれたらまだしも、認知症になった今、聞かれても本人の記録がどうかわからない。仮に「本人の記録です」と嘘を言ってもばれないのだろう！私はそんなことはできない。ただ、本当にその記録が親のものではないかと思うと悔しくてたまらない」と言われ絶句しました。 年金記録問題は罪だと思います。	社会保険のことを知らない人に社会保険の実情を知ってもらおうと伝えています。 社会保険は国で責任をもってすべきと伝えています。 とにかく年金はマニュアルで解決するほど簡単なものではありません。 年金の知識があるマンパワーが必要です。 みすみすそんな人材を減らすことは、国民の大事な年金の手続きが遅くなると思います。 窓口に来られたお客様も「国が責任をもって解決すべき」と訴えておられます。
5834	地方庁	その他(社会保険事務局)				
5835	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	年金記録問題に取り掛かる職員の数を増やした方がよいと思います。 長く年金業務を行ってきた職員を配置した方がよいと思います。 即戦力を増やしてください。	基礎年金番号導入時の統合漏れの問題。 H19年	時効特例分給付の早急な支払い。 老齢年金の裁定時に記録を確認すればよいという考えがあったのではないかと思われるので、反省点はそこだと思います。
5836	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	マンパワーの投入。職員が少なすぎます。一人が処理できる分量は物理的に限られているのに、処理しなければならないものは減るどころかどんどん増えていきます。残業が積み重なればかえって事務も非効率になると思います。まずは人を増やすことが必要だと思います。	必ずしも庁の管理が不十分だったものばかりではなく、就職を少しでも有利にするために生年月日を変えて新しく手帳を申請しているであろうものなど、こちら側では認識できなかったものも多数あると、実際書類の審査をしてみてわかりました。マスコミ等で報道されている内容とは少し違うようだと思いました。	個人的な対応は特にとっていませんが、たとえば窓口に請求に来られたときに、もう少し丁寧に記録の有無を確認して、さらにどのようなやり取りがあったのか、など記録が残っていたら、"消えた年金"などといわれなくてすんだのでは、と思います。
5837	本庁	その他(本庁)	公表されている問題のみであり、その他については知りません。	お客様の信頼回復を第一に考え、今まで同様・または今まで以上に邁進するのみです。 記録管理については、システムの改善等を図りながら管理することも必要ですが、国民の関心の高さもあり、今後、自己管理の大切さも周知していくべきだと思います。	本人の記録と確認できるものとは、氏名・生年月日・事業所名等の一致がないと記録統合できないと認識しておりました。 氏名登録がされていない記録等が五千万件もあったことは、報道を通じてはじめて知り驚きを感じたことを覚えています。	お客様の信頼回復を第一に考え、今まで以上にひとつひとつ懇切・丁寧に対応することを心がけていました。 記録管理の徹底ができなかったことが第一に挙げられると思われます。
5838	本庁	その他(本庁)	分かりません。 メディアからの報道等で知ることばかりです。	即時に解決できる方法はないと思います。 お客様一人一人の不安・記録問題に対して、しっかり向き合い丁寧を対応することより国民の皆様の信頼回復につながると思います。 その中で、未回答者への接触・処理の流れの見直し(事務所でも再裁定処理ができるようにするなど)・機械化の導入・人材育成などを実施し記録訂正の申請から短時間での回答、お支払いができる体制づくりが必要と思う。また、申請したお客様に対しても処理状況が分かるようなシステム、その後のサービス向上が必要と思います。	受給者のお客様のほとんどは年金収入のみであるため、生活基盤そのものを揺らしかねない問題である。また、国が管理する年金記録に問題があったことにより、若い世代のお客様に将来に対しての不安を与えてしまった。国民全員に関わる大きな問題であると思います。 年金に携わるものとして、1件でも早く正常な記録に戻し、国民の皆様に安心して生活できるようにしたい。 経験が浅く、報道があるまで全く知らなかった。記録はしっかり一人一人保管されていると思っていた。	お客様一人一人の不安を取り除くため、懇切丁寧に対応してきました。また、時間外、休日出勤等も行い1件でも早く処理できるよう努めました。 しかし、予想を超えるお客様の来所であったため、きめ細かいサービス・アフターケアがどこまでできたか反省点もあります。まだ多くの未処理がありますので、早期に全て処理できるように職員全員で取り組み、信頼回復に努めたい。
5839	本庁	その他(本庁)	存じません。		職員の人為的問題と制度のシステム的な問題と認識していた。 報道によって知りました。	お客様の立場で考え、2度とこのような問題がないように対応しました。 コンプライアンスの徹底 後で何とかするという意識を持たない。 お客様の立場でものを考える。
5840	地方庁	その他(社会保険事務所)			ご本人様が厚生年金に加入等されたいたと申し出のある中、記録が見当たらず本来お受け取りいただける年金が受け取れないという結果が多く見受けられることから、行政においての記録管理の不備や広報の不足があったと思い、年金制度自体の不審を招く問題と思います。 また、10年程前に期間調査業務において、記録が見当たらないケースがあったので、今考えればその頃からあったのではないかと思います。	この問題に該当される方の多くが高齢な方が多いこともあり、出来る限り早く再裁定を進運出来る様実行しています。また、ご本人様にもご理解いただけるよう相手の立場たって経過等ご説明をしています。 また、今は今回の問題もあり多くの方が年金制度の知識が高まったと思いますが、充分ではないと思います。制度への興味やご理解を深めることができきれなかったことが反省点と思いま
5841	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	古い紙台帳の記録等を早急にオンライン化し、事業所記号も含めて整備を進め1件1件丁寧に確認・統合をしていく。お客様に通知をし、確認していただくのも大切だが、まずは記録をきちんと整備してからするべきだと思う。何度も同じ方に通知をし、その都度再裁定をしている状況にあるが、効率的でないと思われる。	制度の複雑さ、また、手書きの時代からのシステムの変遷等さまざまな問題が絡み長い年月を経て出来上がってきた問題ともおもわれるが、届出主義に依存し、裁定請求時の審査・確認の甘さ等職員側に起因する部分もたくさんあると思います。平成19年に5000万件という数字が出てから認識した問題です。	これまでの、自分の知識の乏しさ等を改めて認識し、法律を含め再度勉強し直しました。たくさんの受給者・被保険者の皆様に多大な心配とご迷惑をおかけしたことを深く反省し、1件1件真摯に解決に向けて取り組んできました。
5842	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	中に浮いた年金記録を確認し統合を行い、差額等を支払うことが最優先課題と考えます。	特になし。	上記(7)に記載のとおり、記録の確認及び統合に全勢力を注ぐことだと考えます。 年金記録問題がでるまでに、一度も本人さまに年金記録を提供していないことが反省点と思います。提供していれば、本人さまに確認の方法がとれたのでは内科と考えます。
5843	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	こちらの姿勢(早急な解決に向ける取り組み等)をもっと公表して国民の皆様の理解を得る。	統台帳等の存在を知ったのは問題が取り上げられてから。 それまでは手番の存在は知っていたが受給手続の際に確認するものだと認識していた。	今現在、WMに登録されている手番では確認できなかったが調査の結果見つかった記録が続々とでているので、受給手続きの際に検索して分かるレベルではない。 この事実にもっと早く取り組むべきだったと思う。(平成9年の基礎番統合の際など)
5844	地方庁	その他(社会保険事務所)		人員の確保	業務課でファイル補正と期間調査をしているとき 基礎年金番号導入時 一般の人に広報周知不足と認識していました	窓口に出て対応した 紙台帳からパソコン化へのスムーズな移行ができなかった 国年厚年で番号を2つ持っていた 年金制度、取り扱い等の周知不足
5845	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	「解決」の定義が、「最後の一件まで」ということであれば、不可能であると思われます。なぜなら、既に死亡している方もおられますし、そもそも偽名・年齢詐称で資格取得を行っている方もおられるからです。 ましてや、現在の年金記録問題の主題は、「払ったのにそもそも記録にない」という「浮いた年金記録」とは別のところにあると考えられます。 この段階においては、申し立てられる方が存在する限り、「解決」には至るべくもありません。事業主の着服、社保・市町村職員の着服、本人の思い違いなど、「そもそも社保が持っていない記録」を解明することは不可能であり、現在の年金記録問題の主題はここにあると思われます。(だからこそ「解決」ではなく「救済」と呼称されています。) ただ、「解決」を「浮いた年金記録の一定程度の解消」と捉えるならば、住民記録台帳との連動等によりなすことができると思われ、実際にそのように動いております。 また、「救済」についても、第三者委員会の活動により図られているところと認識しております。	TV報道で初めて問題の大きさを認識しました。 もちろん、手番統合処理等を通じて、未だ基礎年金番号に統合に至っていない手帳記号番号が複数存在することは知っていました。 が、それが実に5000万件もあることは、報道で始めて知りました。 ただ、実際に窓口対応する中で思ったことは、①そもそもなぜ5000万件もの記録が浮き、②しかも浮いたままになっていたのか、でした。 ①については、初めて厚年加入したときに事業主から配布される「年金手帳」あるいは「厚生年金被保険者証」を、転職時には持参することとなっていたはずです。(自らが厚生年金加入者であるか否かは、給与明細を見れば一目瞭然です。)それがなされず、しかし記録自体は恐慌と言えるほど確実に残されていった。 現在とは異なり、キーボードを叩けば氏名索引ができる時代ではなかったでしょう。本人の申し立てにより履歴を一件ずつ確認していく作業の困難さが、私には想像もつきません。 ただ、そのような状態を現在に至るまで放置していた責めは回避できません。 ②については、機械化された段階で少しずつ定期的に、現在のような確認作業を行うべきだったと考えます。	丁寧・誠実を心掛けました。 窓口に見えられるお客様の大半は、ご高齢の方です。 記憶も曖昧ですので、なるべく多くのお話を伺うようにし、また説明には専門用語を平易な言葉で細くするよう心掛け、かつ要点をメモ書きにし、後で見たときにも分かるようお渡ししていました。 私は現場の最前線にいるので、目の前のお客様に反論はできません。全国に広報もできません。 思うのは、「なぜ、本庁は反論しないのか」「できないのか」。 入札に係る逮捕者や、覗き見の処分者や、不正免除や…… それはそれ、これはこれで、反論・説明をしてほしかったと、くやしく思います。 そもそも制度はどうなっていたのか、なぜこの問題は起きたのか。 未だに、厚年の資格取得時に年金番号が分からない方がいらっしゃいます。 疑重複調査票を送っても返してこない、連絡すると既に退職されている。事務処理要領には長期疑重複者は新規付番することとされており、同姓同名・同姓年月日の方の基礎年金番号はまた増えていきます。 ねんきん定期便は非常に優れた制度かと考えます。欲を言えば、問題を指摘される以前の段階で。
5846	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	人的対応に加えて、システムの開発が必要と考えます。	重要課題であり、最後まで取り組み続ける責任があると思い、業務に携わっています。この問題を意識したのは、平成19年5月末の「あんしんダイヤル」のころであったと思います。	その当時は、電話や来訪者への対応に追われ、事務的な処理が後回しとなっていました。その結果、未処理が大量となりより処理が遅延する事となったと思います。受付と同時に処理を進める必要があったと考えますが、そのときは人員が不足していたと思います。
5847	地方庁	その他(社会保険事務所)	古い台帳により、被保険者からの申し立て記録を探しているとき、隣接している被保険者の記録も確認してみたが、まだ基礎年金番号に統合されていないものが見受けられた。検索をしてみても基礎年金番号が特定できず、そのままとなっている。	コンピーター上の記録を再確認するのは至難の業であるが、統台帳の記録を端から基礎年金番号に統合されているかを確認すること。少なからずこの方法により記録を結びつけることが可能であると考える。	裁定請求書を少なからず窓口に提出されたものは、本人記録について全て確認の上、処理を行っていたと思っていた。しかし、年金問題が明るみに出てまて、それがなされていなかったことに腹が立っています。当然被保険者の立場になれば、社保が自分の記録を全て把握していると思っているはず。社保の立場では、基礎年金番号に統合されているかどうかを確認してもらわないと、担当者では正確な記録か判断出来ないはず。その確認を怠っていたことが社保の怠慢と大問題となったのだと思う。年金記録問題については、恥ずかしながら報道によって知りました。	日々業務を行っている課程において、統合されていない記録を発見したとき、被保険者に連絡を取り届出をしていただいていた。しかし、気がついたものだけであったため、紙台帳上の記録までは確認するに至らなかったことが反省点である。
5848	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません		ここ15年は、庶務、医療関係、局にいたため、記録にかかわる処理を実際にしていなかったため、平成18年ごろに騒がれ始めてから知りました。	記録に関しての対応・処理方法に関して職員に正しい情報がうまく流れていなかったのではないかと思われます。 また、番号を統合する際に、被保険者本人が所持している年金手帳を回収してしまったこと及び被保険者にも記録管理の呼びかけを行うべきであったことが反省点としてあげられます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5849	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	今までと同様のやり方くらいしかないと思われる。	制度が複雑すぎる等政策上の不備、業務取扱が一定でないなど運営上の不備、被保険者個人や事業主の適正手続きに対する意識の欠如など、複数の要因があると個人的には認識している。 職員の不適正な手続きはあくまでレアケースで、前面に押し出すほどのものではない(もちろん不正には厳正に対処すべき)。 年金請求時等にすべての記録を確認し、本人も了承した上で請求手続きを行なっていたため、基本的に「記録問題」なるものが存在するとは認識していない。 未統合記録があるのは、社会保険業務に関わったことがあるならば、本省の人間も含め当然	当然、今までと同様、一人ひとり懇切丁寧に記録を確認していただくこと。 反省があるとすれば、職員のレベルも一定ではないため、必ずしもお客様の満足いく結果が得られないこと。 ただし、システム上の問題や性質上画一的に取り扱える内容でないため。多少のバラツキはやむを得ないと考える。
5850	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に無し。	一人1年金の理念を抱えながら、現状では手帳紛失により何冊も発行することがあり、発行した社保庁が悪と言われております。私は、国民総背番号制が必要であると考えます。制度改正等必要ですが、加入年齢20歳(または、生まれた時)とし、番号付番を一率に行うことにより(どの制度においても)、その後使用する番号が手帳紛失(不明)しても同一番号の継続が図られると思います。	基礎年金番号への統合(平成9年)が開始され、その後、平成14年4月より年金給付の仕事に従事したころ、多くの請求者が基礎年金番号以外に手番をもっており裁定時に統合処理を行っておりました。当時、年金請求年齢になれば自信記録との照合がおこなわれるが、平成9年以前に受給している人又は、まだ請求年齢(未請求者)はどうなっているのだろうかと疑問を持っていました。	当然の事ながら、裁定請求書の職歴欄の確認により照合しております。一昨年より「ねんきん特別便」の送付により全所体制により取り組んでまいりましたが、やはり、旧法受給者や平成9年以前受給者及び女性(氏名変更された方)などがの統合もれが目立ちます。昭和61年以前は紙台帳で被保険者記録を管理して、その一部逓運を行いWMに入力の作業でしたが、現在はPC導入により記録管理が図られているので、早急に紙台帳のままの記録をWMに移し変える必要があります。また、旧法受給者の一部は基礎年金番号への移行がされていないものもあるので、基礎年金番号化していくことも必要です。
5851	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	これまで問題点として発覚したオンライン切り替え前の記録不備につきまして、承知していなかった事項が多くありました。	これまで、この年金記録問題の解決に向けて、方針が立てられた対策をきめ細かく実施していくことが重要と考えます。	基礎年金番号への未統合である年金手帳番号について、特に氏名変更前の記録が存在していることは、平成15年以降携わった国民年金業務において認識したところですが、日々の業務において、被保険者の方々に統合の案内に努めていたところです。	上記に回答しました(8)の認識にもとづき、窓口や電話対応職員はもちろんのこと、国民年金推進員への厚生年金保険を含めた年金制度の知識を習得させ、収納対策のうえに被保険者の受給権確保に向けた取り組みに専念してきたところです。 現時点においても、さきの基本を心がけながら、早期の年金記録問題の解決に向けた年金制度の信頼確保が図られるように努力を重ねていく必要があると考えます。
5852	地方庁	その他(社会保険事務所)	業務センターでまだオープンされていないカセット記録が相当数存在していること。 偽名や生年月日の詐称で勤務していた方々の記録があること。 オンライン収録されていないマイクロ記録が存在すること(東京にあると聞きました)。	カセット記録は速やかに全部オープンすることが急務だと思います。 旧台帳もオンライン上で確認できるようになれば、調査確認がよりスムーズに行なえると思います。 未適用事業所への対応について、適用促進の取り組み(現在、過去、今後)の周知によって、お客様の未加入期間のすべてが、単なる未統合問題ではないことを知っていただき、今後の年金制度への信頼回復と安定化を図れないでしょうか。 また、自らの責任ではなく、誤った記録管理のために、他人の加入記録により年金を受給していた受給者の加入記録を訂正する際に、さかのぼって過払い金を返納させるため、受給者からの同意を得がたい実情があるため、期間調査の結果として判明した過払いについては、返納不要にするなどの特例処置があれば良いと思います。	「年金記録問題」としての認識は、自分が記録調査の担当になってからのことなので、平成19年春だったと思います。 オンラインで確認できない記録があると知ったときは驚きました。 各事務所に当時の記録が残っているので、本人の申し出により探し出すと知り、申し出主義なのだと感じました。	氏名検索等で本人の疑いがある記録を発見した際には、できる限りお客様と連絡を取り、勤務履歴の聴取や再照会を勤めるなど、記録統合につながるように努めました。 問題点としては、本人が死亡していたり、病気や高齢などの理由により勤務履歴の確認が取れないことがあると、99%本人の記録ではないかと思われても、未統合記録のままになってしまうこと。また、お客様に連絡を取るために、1件の調査に要する時間が長くなってしまうこと。 さらに、お客様に聴取した結果、別人の記録だと断定した後に、特別便や入念調査などで、何度も何度も同じ記録についてお客様に通知が行き、お客様を煩わせてしまうこと。
5853	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		宙に浮いた年金記録があることを知ったのは、10年程前ですが、まさかこんなに膨大な記録とはその時点では思いもしませんでした。	記録の持ち主と思われる方に確認をしていましたが、別人の記録の可能性もあるので、慎重に対応していました。 やはり年金請求の時点でもっと詳しく確認すべきだったと思います。
5854	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	存知していない	第三者委員会へ申立できる旨の更なる周知および再裁定等現体制の一層の充実	年金記録は適切に管理されていると認識していたため問題意識はなかった。 いわゆるテレビ・新聞等で報道され始めてから。	基礎年金番号切り替え時に問題意識をもち年金記録管理体制の見直しを図らなければいけなかったと思う。
5855	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	特別便・定期便の回答が遅れている状況から、各県単位で集約化をし、記録問題について集中して取組む体制作りが必要と考えます。	お客様の記録を預かる立場として、あってはならないことだと思いました。国民年金を担当しておりますが、納付した期間が未納となっていることは、ありえない事だと思っておりました。この問題の存在を知ったのは、この問題がでた時です。	お客様のご相談内容を詳細に聞き取りし、説明をした上で、確認を求められた際は、照会申出書を受付し、ご本人に納得していただける努めました。 特殊台帳以外のマイクロフィルムを処分するのではなく、きちんとすべて保管をしておくべきだったと考えます。
5856	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	記録の調査・整備について、とにかく人員を投入すれば良いという考え方はどうかと思います。正規職員をある数確保したうえでの、賃金職員等の導入でなければ、人数を確保したところで、指導等が行き届かず、体制が十分機能しないものと考えます。 現行の本庁で扱っている特別便の回答、機構での年金記録課における人員配置等、重要課題と言いつつもおざなりな感が否めません。	確認事項の厳密性により、本人記録と思われるものの統合しえなかった手番が存在することは、窓口業務を行ったことがある者なら、以前より周知の事だと思います。 しかしながら、機械化移行時の登録もれ、氏名・生年月日登録の不備、旧台として別保管されている記録、どれもこのように大量に存在していることを知ったのは、年金問題が騒がれ始めてからです。	WMに登録されている記録が全てではないことを念頭に、記録照会業務にあたるようにしています。(自分たちの業務の根幹をなすシステムに信用が置けないというのは、何とも情けない限りです。) 一番の反省点は、記録をシステムへと移行した際のチェック機能の杜撰さではないでしょうか。膨大な記録の整備を職員だけで行うことは無理なことは承知しておりますが、登録もれ、ひどい誤登録が目に余ります。
5857	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	古い記録については、ご本人の記憶にないケースがあるため、現在行なっている定期便やねんきん記録のお知らせ等により、当方から機会あるごとにお知らせを行い、ご本人様に思い出していただけるようお知らせを繰り返し実施していくことと思います。	一人の方が複数の手帳番号を取得しているケースがあったため、年金請求する時点で記録に反映しない可能性が考えられたが、年金請求時にすべての手帳をご持参していただければ、記録を整理できると思っていました。 年金記録問題として、問題になったときに請求漏れの記録があることを知りました。	年金請求時には、ご本人様にたいして職歴等の確認を行い、記録漏れのないよう心がけていましたが、ご本人に記憶にないケースについての対応の仕方が不足していたと思います。
5858	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	思い当たらない。		当初は基礎年金番号への未統合手帳番号が多数あるという問題だと認識していた。このこと自体は平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されたときから大変な作業になると思っていた。その他の問題は今回の年金記録問題が公になった時に知った。	資格取得届等を処理する際や窓口相談の際には、必ず被保険者等に確認を行い、統合するなどの対応をしていた。当時は、社会保険庁でも名寄せ等を順次行われており、また、裁定請求時等でも職歴等を確認するので未統合は無くなると安易に思っていた。記録管理という部分での認識が薄かったと反省している。 (反省点) ・確認不足による安易な新規手帳番号の払い出しが多かったのではないか。 ・年金番号等に関する事業所や個人への説明が足りなかったのではないか。 ・紙からコンピュータへの切り替えや紙逓運時の確認・点検が不足していたのではないか。 ・今までの情報が全て正しくコンピュータにあるとの誤った認識に立ち、問題意識を持たずに漫然と業務遂行していたのではないか。 ・目先の事務処理におわれ、長期に渡る年金記録の管理をしている意識が薄かった。
5859	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知りません。	業務が忙しすぎるため、しっかりとした対応が難しいし、制度自体複雑すぎると思います。人員を増やすとともに、制度自体もわかりやすくすることも必要と考えます。	地元の事務所では、小さい事務所でもあり、また勤勉な職員が多いため、このような問題はありませんでした。都市部の大きな事務所や本庁での対応がしっかりしていなかったのではないか、また、業務量も多くきちんとした処理が難しい状況にあったのかと推測していました。職員(自分も含めて)の認識が十分でなかったのも事実と思います。 2~3年前、不正免除問題が発覚したころから、このような問題があると知りました。	事務局の指示通りに、またしっかりとした対応が必要と考え軽率な行動などしないよう心がけました。 本庁と地方の事務局・事務所の温度差があったことや、各都道府県でも温度差が生じていたと思います。全国で同じ制度の下、同じ仕事をするのだから、当然同じ対応をしなければいけないし、もっと風通しのよく、透明性のある職場にする必要があったと考えます。 何より国民のため一生懸命仕事をきっちりやるといった理念を持ち、また職員同士信頼しあい、助け合うというような職場環境等が乏しい状況にあったことも反省点に挙げられるのではないで
5860	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	とくにない。	現在、全庁的に進めている記録照合作業を、慎重かつ適切に実施し、できることできないことを峻別することが重要。これまでに約束していることを最優先で処理し、これらを完遂するまで、新たにリップサービス的な約束はしないことが大切であると認識している。	存在は知ったのは、各マスコミに報道された時点。その時点では社会保険庁をここまでゆるがせることになるとは想像していなかった。現在はこの問題を可能な限り解決しないと将来はないと認識している。	問題点を直接解決しうる立場にないので、現在の職務に対して誠実に取り組む以外に対処しようがないと考えている。過去の社会保険庁の業務において、高度な専門性を必要とする電算化などに、行政事務職である職員が対応しようとしたため、結果として開発業者への丸投げになった側面があったのではないか。行政の専門家がオンラインシステム構築を統制できると過信していたのではないか。また、担当する業務が膨大で職員が、委託業者を管理、統制することにまで手が回らず、そこに緩みがあったのではないかと思えてならない。
5861	本庁	その他(本庁)	ありません			
5862	地方庁	社会保険事務所長	知りません。	これまでの方法を踏襲していくしかないかなと考えます。 時間と労力は必要ですが、確実に問題解決に繋がっています。	記録関係の業務に携わった期間が少ないため、今回の問題発生の時に、初めて知ったのが現状です。 記録問題を完全に解決する事は、非常に難しいと感じました。	記録照会に対しては、速やかに回答票の送付を行うことや、照会に対して相手が十分に納得していただくことが必要であると思いました。 記録問題については、記録の管理方法が増加する情報量に十分対応できていなかったことにより発生したのであると考えます。問題の解決を先送りしたツケが表面化したものであり、反省点としてはこのような問題が発生したときには、組織をあげて対処していかなければならないこと。
5863	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	責任を押しつけあうのではなく、それぞれの立場から、それぞれの責任を考えることが、一番の解決になると考えます。	様々な要素が複雑に絡み合った根の深い問題と認識していました。 新聞報道がされ始めた頃に知りました。	自分の仕事の一つ一つを疎かにせず、大切に処理していく対応しました。 それぞれに立場の人が、自分の責任を投げ出し、お互いに責任をなすりつけあうことが一番反省すべき点と考えます。
5864	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	実行はむつかしいかもしれないけれど、一番確実なのは、戸籍に基礎年金番号を明記すること。出生届け時に付番する。外国人は外国人登録の際に基礎年金番号を付番する。そうすることによって、重複して基礎年金番号が払い出される可能性がなくなるため、かなり有効だと思う。雇用保険番号や住民票コード、これから導入されるかもしれない納税者番号も基礎年金番号に統一してしまえば、なお確実性が高まる。以前のような手作業ではないので、番号が重複しなければまず、これからこういった問題が発生することは防げると思う。	こういった問題が発生したのは、手管理だった時代の情報管理に問題があるとおもう。当時も法律に基づいて処理していたのだろうが、そもそも法律自体に問題がある。平成8年まで、厚生年金の被保険者の住所は届出項目ではなかった。そもそも名前、生年月日、性別しか届出がないのだから本人特定はかなりむつかしい。先を見越した法律でなかったのは明白だ。そして、そもそもこれだけ長期にわたるデータを政府が管理しているのは年金記録以外にはないので、他に例がないのは当然のことだと思う。法律にある届出、申請制と今の世の中の感覚が離れているなあと思います。 記録問題の存在は報道で知りました。	過去の古い台帳から記録を探すには、慣れや技術がいるのでその習得を努力して対応しようと思いました。また、旧法など私がこの仕事に就く以前の年金制度が分からないと、お客さんと会話もできないので、年金制度の知識を高める努力をしました。 機械化してからのデータ管理の反省点としては、まずデータ容量が小さすぎることが第一だとおもいます。厚生年金では全て収録されているのに、国民年金は入力した日が収録されない。厚生年金の取り消された加入記録がその人の基礎番から確認できない。その場合国民年金を納めた日のデータも抹消される。納付書の発行履歴や口座振替の履歴が短期間しか収録できないなど、データ容量が大きくなれば対応できると思います。また、制度間で住所や氏名をそれぞれ収録しているのも不適切です。wmそのものの見直しが必要だとおもいます。
5865	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	多くの方に自分の年金記録について感心を持っていただけたと思いますので、長期的な計画を立てて個別対応していく事が必要と考えます。	一人の被保険者に複数の基礎年金番号を付番したことによる、未統合記録が存在する問題。基礎年金番号制度の導入当時から問題視されていた気がします。	基礎年金番号の導入当時に、長期的な統合計画を実施しなかったこと。 当時は年金記録への関心が薄く、統合依頼を送ってもリアクションが少なかったと思われるため。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5866	本庁	その他(本庁)	特にありません	特にありません	年金記録問題については、まだ勤務して間もない頃だったため、事務連絡を受け、初めてその存在を知りました。ただ、当初は年金制度を揺るがすような重要な問題とは認識できず、あまり実感が湧いていませんでした。実際に自分が直接年金記録問題に業務上関わるようになり、社会保険庁がはじまってからこれまでの長い間に積み重ねられてきた根の深い問題だと認識できるようになり、衝撃と共に怒りを感じていました。	自分が年金記録問題を重く認識してから、反省点を考えていくと ①紙台帳管理からオンライン化の際へのずさんな入力、チェック(ニュースなどでは日本語のわからない外国人を労働力として端末に入力していたとも報道されていました。その際に紙台帳との突合がきちんと行われなかったとも。端末の国年の年度別納付状況をみていくと納付変換がされておらず抜け落ちている部分が多々見受けられる) ②紙台帳の市町村への破棄の指示(これにより、。国民年金の納付状況がか抜け落ちていたなどの部分の確認が不可となった。) ③年金請求時に記録をきれいにすればいいという考え方(これにより記録が抜け落ちていた場合の、時間の経過による本人記憶を忘却を招いた) ④職員のお客様の年金の記録への意識(③と似ている部分ですが) ざっと思いつくだけでもこの四点です。 私は記録調査票やねんきん特別便の台帳確認やマイクロの確認を行っていましたが、どれだけ時間をかけても発見できないものが多々あるという事実を見てただ愕然としていました。それでも可能性のある限り端末を確認しようとしました。お客様にも理由を明確に説明することを心がけて対応していますが、お客様に「なぜないんだ！？」と言われ、言葉に窮する場面もしょっちゅうでした。私が認識していない問題もまだ多く残っていると思いますが、今後こういったことが起きないように徹底的に調査することが必要だと思います。すべての年金問題の解決にはあと何年
5867	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	人海戦術しか無いと思います。	対応に人海戦術の必要性ありと強く認識。 平成18年頃。	一事務官として窓口対応で、もれの無いように個々に聞き取りに注意しようと対応。 国会・マスコミ等で取り上げられるよりも早く手をうつべきだった。 作業に見合った事務経費・人件費の財政出動を行うべきだった。
5868	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在管理されている記録の整備を早く完了することが必要だと思います。 受給者や被保険者から照会をうけたときも、記録が整備されていないと確認が取れないときが」あるので。	新聞等で報道されるようになった、平成19年頃です。	記録の整備が追まないうちに、受給者や被保険者に記録が送付されてしまい、かえって混乱を招いたような気がします。
5869	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし。	地方自治体や事業所の協力により効率化はある程度図れると思いますが、最終的には、地道な調査・補正により解決していくしかないと思います。	年金の裁定時に、個々の職歴から記録整備を行い(旧台帳の記録抽出や手帳番号の重複取消など)整理されているものと認識していました。記録問題は、今回の問題が報道されるようになってから知りました。	記録回答照作成や電話相談対応、再裁定支援など、お客様の立場に立って対応するよう心がけました。お客様という意識に欠け、分かり難い手続きや制度の説明が不十分であったと思います。制度や手続きをシンプルに分かりやすく変えていく必要もあると思います。
5870	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	現在従事している国年集約業務の関係上、部下が指摘したので同意見として挙げさせていただくのが、免除承認期間中の1号→2号→1号再取得の場合の承認漏れが起きやすい事象です。1号再取得の際に自動承認が入るか、再取得入力の際、警告等が出るようシステムを改善していただく必要があり、放置すると将来、再び年金記録問題が惹起する原因となりかねないと思います。	現行からさらに踏み込んだ方策をとるよりも、未統合記録イコール年金支給もれと画一的にとられやすい現状に対して、年齢や加入期間等から判断して仮に統合できたとしても年金受給に結びつかない記録がかなりあることを経緯も含めて、もっと国民の皆様にお知らせすべきではないかと思います。 窓口でいくらお客様に説明しても、調査が足りないとか隠しているとしか思われないので、事務所職員の仕事への充実感が著しく阻害されており、その中ではマイナス思考しか生まれてこないと思います。したがって、本部中央ひいては、政府内からもそのようなメッセージを発していただ	本人あるいは事業主の届出義務に帰結するだけの問題ではないと思っていましたが、就職して数年も経たないうちから制度的、システム的、体制的にも本質的に抱える問題ではないかと思っていました。戸籍でも登記でも何でもそうですが、国の台帳は真正であるという前提が崩れたのですから、その防止策や危機管理も含めて、どうして制度発足当初から国家プロジェクトとしてやらなかったのか不思議でなりません。	私はオンライン導入以降でしたので、重複不番の防止と届書等の内容が正確にオンラインに反映しているかの二重チェック体制を心がけるしか方法はありませんでしたが、一人一番号を担保する仕掛けが基礎年金番号導入以前以後とも足りなかったことが一番の要因であると思います。
5871	地方庁	社会保険事務所課長級以上		年金記録に携わる部署は、これまではどちらかというと少人数で、しかも職員が他の仕事の合間を縫って行うという状況であったと思います。この問題はできるならば十分な知識と経験を持った職員を揃え、組織的にも専門的な部署を設ける等、今後は体制を整えたうえで解決にあたることが最も有効なのではないかと思います。	私は昭和63年頃に年金記録の照会業務を担当していました。担当してからまもなく、調査しても該当記録が見つからないケースの中にお客様の具体的なお話の内容から推測すると、どうやら社会保険庁が持つ年金記録は完全なものではないと思うようになりました。	照会業務を担当した当時、先並にこの問題を質問したことがあります。するとその答えは『年金記録の機械化入力に際しては、所有する情報が全部切り替えられたものではない。フリガナの記載がない名簿を使って作ったものなのだから入力損りもあるだろうし、払出簿やその元になる届書には記載損りもある。就職の都合で生年月日が違うこともある。要因が様々ありすぎて簡単なことではない。』というようなことを言われました。説明されても腑に落ちないままではあるものの、この問題のあまりの複雑さと大きさに困惑しました。記録が見つからないという回答をして『間違いなく加入していた。』お客様の真摯な訴えに接し、どうにか自分にできることがないのかを問い質した覚えがあります。そのため自分の所属する事務所の記録だけでも精一杯復そうと考えました。お客様の中には記憶も薄れ、正式な事業所名称がわからず「○○を作っていた会社だ。○○町にあった。」とか手がかりが極めて少ないこともよくありました。市役所にお願いし、昔の状況をよくご存知であるというような方を紹介していただき、その方の協力により「○○を作っていた会社は○○というところだよ。○○町にあった。」等の教えを請いながら、できる限りの調査をするように心がけました。しかし、正直なところ個人でできることというのは、どうしても限られたものであり、全体的な面では諦めていた部分もあったと思います。 今回の問題は、多くの人たちが知っていたのではないかと私は考えます。しかし、これまで解決できなかったのは、ありのままの状況を訴える機会がなかったのか、問題を訴えてもどこにも拾い上げられなかったのか、それともその問題を併せてのことなのか、その答えが反省点という
5872	本庁	その他(本庁)			入社してすぐに年金給付課配属となったときに、裁定請求書を審査する際に、同姓同名でもしくは旧姓で漏れてる記録があるので氏名索引をすることをいわれた。そのときに漏れている記録があることは知った。ただし氏名等がない記録があるということは記録問題が明るみに出てから知った。	当時は同姓同名、もしくは旧姓で該当しそうな記録が氏名索引で判明したときは本人に連絡し思い出してもらうということをしていた。その際は会社名はいわず「業種、所在地、何歳ごろ等」のヒントをあたえ本人が思い出した場合のみ記録統合していた。当時ちがう調査の仕方をしていれば記録漏れを少なくできたのではないかと思う。
5873	地方庁	その他(社会保険事務所)		浮いた年金に対して該当者と思われる人に通知、訪問等行っておりこれ以上のことは思いつきません。	平成4年採用された時、年金手帳を数冊保持している人が何人もおり番号統合処理を行っていました。そのときから自分の年金なのに管理できないのかな？と思っていました。それが国会で取り上げられ表ざたになり、これを機に国民が基礎年金番号を意識するようになれば良いと考え	一月でもいいので勤めていた会社を思い出してもらう、またこちらから情報を与えること。年金手帳を交付したときとても重要なものと認識してもらうように何らかの努力が必要であったように思われます。
5874	本庁	その他(本庁)	報道以外のものは存じ上げません。	今言えるべき内容ではないかと思いますが、民間も使った職員の増員で未確認記録・未支給年金の素早い解決で国民に納得いただき、不信・偏見を取り除き、保険料収納へも結びつける事が必要と思量します。 また、社会保険職員でも「年金給付課」を体験しないと年金相談業務が困難であるような難しい年金制度の仕組みを、よりわかりやすくすることが重要ではないか、とも思います。	[redacted]マニュアルに沿って年金請求者の記録を調べ、同姓同名等、本人記録に限りなく近いと思った件については、本人に必ず確認し、「宙に浮いた記録」を発生させないよう心がけていた。 ただし、職員(相談員)の中には、申請主義の考えのもとからか、複数考えられるカナ氏名(たとえば「河野」をコウノ・カワノ)を見ずに裁定しようとするなど、「宙に浮いた記録」が発生するバックグラウンドがあったことは事実であり、そういった「裁定時にも見落とされる記録」が全国的に昔からあったのではないかと考えられる。 ただ、これもひとつのパターンでしかないと思うが、『職歴、手番(宙に浮いた記録)は年金裁定時に基礎番(ひとつの番号)に統合すればいい』という安易な考え方がまずかったのではないか、また他に、基礎年金番号制の導入が遅かったこと、また、古い記録を保存する際、後日判別し易いよう、氏名・生年月日以外の「住所」等も記録すべきだったと思料する。 [redacted]	上記のとおり、裁定時やその他異動時に必ず現存者についても死亡者についても記録確認・統合を行うことが重要と感じ、できうる限り実践してきました。 反省点として、(8)と同じになりますが、他にあげるとすれば、他地域との人事交流、特に社会保険業務センターと地方職員の交流がほとんどなかったことが挙げられると思います。なぜならば、単刀直入にいえば、私が18年ほど在籍した県などは、所長や重役ポストに「年金給付課未経験者」が多く就くことが永年続いており、年金給付業務に暗い幹部職員が多かったことで、年金給付業務・記録統合業務の意思統一化がおろそかになっていた部分もあろうかと思います。 現在の全体を含めた人事交流は歓迎すべきことと思量します。
5875	本庁	その他(本庁)		未統合記録については本人への記録の確認という方法にならざるを得ないと思われるが、既に行われている本人への記録通知と広報の徹底で今後このような問題が発生することを最小限に防止することが可能と思われる。	基礎年金番号導入前からこのような状態にあることは認識をしていたが、まだ今日のような社会問題になっていなかった時期もあり、特に対策が必要という認識もなかった。	届出主義ということもあるが、未統合記録の広報があまりされなかったこと、保険者側からの記録の通知等のサービスが不十分であったという、体制の遅れがあったこともこのような結果を招いたと思われる。
5876	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			平成7年4月より、初めて年金の相談窓口に配置になり、年金の問題を認識いたしました。 窓口において、お客さまの記録を確認時、偽名・生年月日の偽称の申し出が数多くあり、厚生年金の記録を特定するのに苦慮いたしました。 女性の就職につきましては、年齢制限等の時代背景、また個人のプライバシーにより偽名を使用して働かなければならない事情などあり、厚生年金手帳をその都度発行してしまった状況であったと思われますが、国民の制度に関する関心も低い状況にあるなかで、全職員で対応する問題と認識しておりました。	個人のプライバシーを充分考慮しながら、厚生年金期間をよく聞き取り、お客さまの厚生年金の記録を漏れなく、年金支給できるよう心がけて対応いたしました。 事業所から、厚生年金加入等の届をいただくわけですが、会社により本人を採用するにあたり、氏名・生年月日の確認時、公的機関の確認書類の提出を求めていないところが、数多くあり、このようなことになってしまったと考えられます。
5877	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金は、加入から年金を受給し、死亡するまでの長期間に渡っての管理が必要であるが、お客様の大切な記録という意識が薄かったことにより、不備となっている記録を放置した結果発生した問題だと思います。	年金請求時や死亡した時点、また、年金相談等において、氏名索引する際には、氏名の読み方を変えたり、生年月日の範囲を広げたりして、もれている記録がないか確認しました。 ただ、以前は事業所名を本人から申告してもらわないと、本人記録と認められなかったので、もっと柔軟な対応が必要だったと思います。 紙台帳から機械に切り替える際に、不備な記録等を精査し、基礎年金番号導入時に今行っているように、ひとつひとつの記録をつなげる作業をするべきだったと思います。 「お客様の大切な記録」であるということを念頭において・・・
5878	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じておりません。	1件づつ解決していくしかないと思います。	非常に大きな問題であること、職制を通じてこの問題が報告されたときに問題の存在することを知りました。	自分でできることから取り掛かりましたが、反省点としては、マンパワーが不足していたことだと思います
5879	地方庁	その他(社会保険事務所)	ここ5年間でおおかた出尽くしたのではないかと思います。しいて言えば、厚生年金の記録、カセットが開放されていないものが多々見受けられると思われます。また、船員保険の記録問題はなじみが薄いのでやりづらいものがあります。	すぐにでも庁の旧台を突合し、開放作業をすれば解決可能なことと思われます。	ここ5～6年間、国民年金未納問題、国民年金免除問題から端を発して昨今の5000万件の問題、国民的な大きな責務となっており重大な問題意識を認識しております。	個々の力だけでは、問題の全面解決に到底運成できるものではありません。しかし、現在調査課という業務に携わっております。少しでも、記録漏れをご本人様、ご家族に伝え再裁定に結びつけるよう微力ながら尽くした次第です。 現時点でみた場合の問題点は、人間の弱さモチベーションの維続などの原因で、職員等の問題共有意識がやや希薄化していると思われます。
5880	地方庁	社会保険事務所長	特になし	従来どおり、年金記録の補正、整備の上、特別便等による照会、確認により解消を図る。	記録管理の不十分な点及び届出方式 加入者に対する年金制度の周知・広報が不十分	市町村からの情報提供等の協力・連携の実施が遅れたこと。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5881	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	今できる範囲で調査を進めるしかないと思います。	おひとりおひとりが頑張って掛けてきた年金なので、もれなく受給するのは当然だと思います。過去の紙台帳からおひとりおひとりの年金記録をさがしていくのは大変な作業だと感じました。	お客様の申し出をもとに、マイクロなどを確認して申し出期間の調査を行いました。 過去のデータ移管がきちんとされていなかった事が問題だと思います。 いまさら過去のことを言っても仕方ないので今は今できる範囲で調査してお返事するしかないと思います。
5882	地方庁	社会保険事務所長	私は、昨年8月末から期間調査業務に携わっており、約1年半の間国民年金の調査・回答業務を担当しております。国民サービスとして迅速に回答するため、回答率を上げるよう上から指示があり、1日あたりのノルマを決められています。回答作成は局、決済は事務所でという取り決めとなっているため、回答作成人数に対する決済者の釣り合いがとれていません。決済が滞り結果として回答内容が期限切れになったり096-1の出しなおしなど二重・三重の手間がかかるだけでなく、全体の仕事のあり方として国民サービスにつながっているのか疑問を感じます。また、庁へ報告している数字について、現場で調査・回答している立場からの意見ですが、完結率を上げるための仕事に偏っている部分が多少なりともあるように思います。 また、記録問題を早急に対応すべく、多くのスタッフを雇用されていますが、知識・経験を要する仕事であるため、頭数分の仕事を効率的にこなしているのか疑問です。とはいえ、マンパワーで対応していかなければいけない大きな問題であるため、教育された人材を長期の雇用でできるだけうまく生かしていけるように対応していかなければ、手間と無駄が多くなり、コストばかりが膨らむように思います。	1人1台のWMを持って、効率よく仕事ができる環境が必要だと思います。WMを各自が所有することにより、随時情報の共有も可能になり、正確かつスピード感ある仕事ができると思います。 また、特別便など国民に提供する情報については、細心の注意を払い、素人に対して分りやすいものでなければいけないと思います。たとえば、私が担当している国民年金の期間調査に限っての話になりますが、加入可能月数に対する説明を1文加えるだけでどれだけの問い合わせ・申し立てを防げたかと考えます。 窓口の混雑を防ぐため、申し立てをWeb上からできるようにし、回答は個人情報であるため郵送にすることを提案します。国民の中には、交通費と時間をかけて申し立てを行っていることにご立腹されている方が多くいます。Webに精通しない世代もいますが、定期便による申し立ても増えてきている中で、国民の金銭的負担を軽減する案の一つとして提案したいと思います。	私がここに入職したのは、平成20年4月で記録問題で窓口混雑がピークの時でした。実際に職員として働く前と、入職後とでは問題意識が大きく異なります。まず、入職前は、職員の怠慢が招いたことだと思っており、税金を食い物にする組織だとばかり思っていました。しかしながら、実際に働いてみると、いかに誠実に問題にとりかかろうとしているまじめな職員が多いかということを気づかされ、記録問題は重なる法改正によるものであり、現状では回復に時間がかかるということを納得しています。問題としては、経費がかけられない分、仕事の仕方がアナログであること、PCが一人一台なく、ネットワークが充実していないため情報共有ができておらず、正確な仕事につながっていないことなど問題は山積だと思いました。4月1日に配属になり、最初の一週間に私が指示された仕事は、国民年金払い出し簿の縦覧でした。何冊もの払い出し簿を目視していく地道ながらも大切な仕事ですが、データ化されていないことに驚いた覚えがあります。一週間かけてたった数人の縦覧をしただけで、お給料に見合った仕事をしているのか不安になった覚えがあります。私は入職後すぐに課長に対してこの問題を提起しましたが、「予算がないため無理」の一言で相手にしてもらえませんでした。しかしながら、現在では全国レベルでデータ化され、縦覧	私は転職してここが3つめの職場になります。それぞれに特徴があり、良いところ、悪いところがありますが、経験の中から自分の意見は上司へ伝えてきたつもりです。事務所ではお客さんの問い合わせと日々の業務が忙しく腰を据えてプラスアルファにつながる仕事を考える時間が持ちにくいですが、それぞれの職員はかならず経験に基づく良い知恵を持っていると思いますので、現場の中で生まれる案を吸い上げてもらえる場が必要だと思います。そして、全国であがっている意見やそれに対する対処法などをもっと共有できたらと思います。課長の意見がどんな小さなものでも、改善が必要かそうでないかは上司に判断していただけるものだと思います。2年弱この組織で働いてきて反省するべき点は、目先の仕事だけを目指すようになってしまっている自分がいることです。
5883	地方庁	その他(社会保険事務所)				
5884	地方庁	社会保険事務所長	報道されている以外は知らない	生年月日、名前について、その時々で違う方を見受けるが、事業所名称等ご本人の記憶だけが頼りであり、考えつかない。	複数の手帳番号を持っている者がいることは認識していたが、請求または相談にこられたとき確認、重複取消しするものと思っていた。いわゆる5000万件の報道がされたとき。	記憶の確かな若いうちに相談されるようお願いしていた。年金制度がばらばらに始まったのが最大の原因であるが、昭和61年から基礎年金が導入された際に共通の番号を設定し使用を始められる契機があったにもかかわらずこれを逃し、先送りしたことがここまで未統合記録を増大させ
5885	地方庁	社会保険事務所課長級以上	現在、わかっている問題以外には何も知りません。	全国、一箇所で集中的に管理する方法が良いと思います。(県単位で管理していると方針が異なる可能性があるため)	旧台帳の未整備記録がこんなに存在していることは、今回の年金記録問題で始めて知りました。	お客様からの古い時代のご照会に対して積極的に旧台帳を取寄せるようにし、昭和30年代以前の記録を探すようにしました。 今後もこのような取り組みを行っていきたいと思っています。
5886	地方庁	その他(社会保険事務所)	特別便・定期便で第3号期間と表示はされているが、扶養削除されており種別変更がされていないケース。社会保険庁より第3号被保険者となっているとのお墨付きをもらって安心しているようである。	第3号被保険者については扶養削除の確認ができれば種別変更がなくても喪失処理を行う。 (協会健保以外も扶養削除届の提出を求める)	社会保険庁のずさんな管理は世間で指摘されているが、手帳の確認を怠り新規付番することになった事業所や、本人が自身の年金に対して無頓着であったことも問題である。 このような問題は採用後に知った。	適用処理をする際には重複付番とならないよう、疑わしい場合は市町村に確認したり、本人に回答を求める。
5887	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません	持ち主不明の記録を最後の1件まで突合するのは現実的に不可能と考えますので、名前なしや生年月日が相違しているものなどは「持ち主なし」として処理しなければ進展しないと思います。	基礎年金番号以外の統合されていない手帳番号があることは4，5年前から知っていました。	年金の裁定請求の段階で、本人が所持している手帳や聞き取りですべて調べて統合するものだと考えていました。 この問題は記録の収録時の適当さに尽きると思います。 氏名、生年月日、厚年記録がしっかり明記されていれば、番号の統合もスムーズに進んだのでは、と考えます。
5888	地方庁	その他(社会保険事務局)				
5889	地方庁	その他(社会保険事務所)				
5890	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	承知しておりません。	現在行っている確認作業を丁寧に進めていくとともに、本人への記録確認が一番であると考えますので、本人への定期的な通知が必要と考えます。	基礎年金番号導入以前に年金給付課において年金裁定業務を行なっていた時に、何冊もの年金手帳を持参してくる方、名前を変えて働いていた方、年齢を偽って働いていた請求者が多数おり、請求時にその全てを解決することとなるが、どうしても記憶がはっきりしないところが出てくるため、年金番号は一人一つしか持てないとか、取得届に住民票の添付が必須であったなら、このような問題は起きないと感じていました。	窓口には、記録確認で来訪される方も多くいましたが、どうしても記憶がないという方については、年金請求時に解決するのではなく、早い時期に家族や同僚等に相談し、何か手掛かりがあれば再度記録確認を行うようお願いしていました。 記録については裁定時主義のもと、請求時に全てを整理してきたことが大きな問題であり、被保険者の住所管理をするようになった段階から、徐々に記録整備を進めておく必要があったのではないだろうか。
5891	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	わかりません。	早期解決に向けては、各県単位で専門チームを作り、今までの期間調査業務に携わった人を配置し行っていく方策がいいと思います。	私が年金記録(期間照会)業務に携わっていたのは、5年程前でしたが、その時は古い台帳を見ながら確認をしていましたが、この台帳に載ってる方はみんな年金請求をされているのかな？という疑問はありました。	年金相談等の際には、ご本人さんとの確認を徹底するとともに、専門家としての知識を生かし対応してきました。 反省点としては、制度発足から基礎年金番号導入まで、住所等の登録をせず、大切な保険料を納めていただいているのに、その記録管理が怠慢だったと思います。
5892	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	まず、人手と経験者が、必要ですが、退職・健保協会・厚生労働省等に散らばってしまい、ますます難しい現状です。加算は、ありますが、素人の方たちですので、手間が、かかります。	大変な問題と考えます。恥ずかしいことですが、一般の方たちと同じ時期に知りました。もっと以前に知っていたら身の振り方が、変わっていたかもわかりません。	現在、できうる限り極力、努力しているつもりです。反省は、過去からの反省。これにつきるとおもわれます。
5893	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金記録問題については、市区町村を含め制度発足当時から制度的問題も大きく関係し、又はオンライン移行時に発生しているという過去から今に至る大きな問題であることから、これまでの経緯等歴史をある程度理解してる職員の力無くしては迅速な解決は出来ないと思われる。 一方その記録問題の第一線で働く職員は非情に若い職員が多く、ベテラン職員の定年等で、今後もその傾向は加速化していくこととなる。 現場としては、一人でも多く経験のある職員が必要な中、処分者の分限免職という記録問題解決に必要不可欠な人材を切り捨てる事に対しては、もう一度俭先してやるべき事を考え撤回すべきである。 経験の無い民間人をいくら投入しても数だけでは解決出来ない問題もあると思われる。 また、多くの経験を持つ08等にもこれまで関わってきた責任を経験という形で積極的に協力を求めるべきである。 記録問題の解決は、経験と知識で確実に解消していかなければ、また同じようなことの繰り返し		
5894	地方庁	社会保険事務所課長級以上		年金記録問題に関わる業務を通常業務と完全に切り離し、専門の部署で集中的に短期間で解決すべきである。その実施のうえで、オンライン端末機での照会業務を臨時雇用職員などにも幅広く認め、現状のように人員ばかり多くても、結局記録の調査の部分は職員が行っているということでは、効率的な業務は行えないと考えられる。 現状では、本人申し出記録がマイクロフィルム記録と相違する場合は、第三者委員会への申し出による解決となっているが、中には第三者委員会でほぼ認められる事例もあることから、一定整理して、そのような事例は年金事務所への申請のみで認められるようにすれば、迅速な処理が出来るのではないでしょうか。 現状では、年金額が増額、減額に関わらず再裁定申出書を受理した後に処理を行っているが、これも処理が遅れる一因のため、減額の場合のみ申出書が必要とすればよいと考えます。	私が、年金相談業務を担当していた当時は、裁定請求書に職歴を書いてもらい、基礎年金番号上の記録との突合を行った上で、他に職歴や年金加入歴がないかを確認し、あれば期間照会申出書を提出してもらった後に裁定処理に回していたため、基本的には記録漏れがあるという認識はありませんでした。 このような非常に多数の記録漏れがあることを知ったのは、この年金記録問題の発生によってです。 そして年金記録問題については、全てが社会保険庁、社会保険事務所の責任という捉え方ではなく、当時はコンピュータが発達していなかったという時代背景からくる制度的矛盾もあったという認識のもと、我々と国民の皆様の協力によって早急に解決していくべきと考えます。	窓口での応対については、出来る限り記録漏れが判明し適正な記録になるよう、最善の努力を行いました。 現時点で見た場合に、年金裁定請求の際に、氏名索引を完全に行った上で記録漏れの有無を確認しておくべきであったが、これが完全に行えていなかった。また、当時は記録があっても本人申し出の職歴と合致しなければ追加は行えないことは変わらないが、こちらから情報提供を行うことが出来なかったことが悔やまれる。
5895	地方庁	その他(社会保険事務所)	【外国人の記録について】 外国人が日本国内に居住していた際に加入していた年金記録の取扱について聞いた覚えがない。 帰国した者の手番がそのままになっている可能性はないか。 また、外国人の氏名はカタカナ表記されている場合、システム上の文字数制限が設けられているため、フルネームを入力することができないことから、名前が省略されていたり、途切れている場合もあるのではないか。 すると、氏名検索をしても抽出できない可能性があるのではないか。 仮に外国人データをシステム上抽出できたとしても、国内にいない場合は手のうち用がないのではないか。	現時点において解決にむけた有効な手段は思いつかない。	時代的な背景もあったのだろうが、個人のほぼ一生の記録を管理しているにも関わらず、「手作業」による台帳管理を行い、さらに年金制度別に異なる番号が使用されていたり、厚生年金記録に住所情報が存在しないなど個人を特定するにはあまりにも不正確な管理システムにより生じた問題と認識している。 オンライン記録と紙台帳やマイクロ記録との不突合が生じていること、領収書を持っているにも関わらずオンライン記録に反映されていない事象を経験しており、採用当初から認識している。	国民年金業務に関わっている際に、管轄市町村との記録突合や裁定時の記録補正を行ったり、窓口対応時に本人に記録の確認を行っていた。 【反省点】 基礎年金番号導入時の確認作業が不徹底であったこと 都市部における厚年加入時の疑重複確認が不徹底であったこと 組織的に「裁定時に最終的に記録を確認すればよい」という考えがあったこと オンライン記録に取り込まれていない記録が存在したこと オンラインシステムの改善要望が受け入れられなかったこと
5896	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	すでに亡くなった方や、認知症その他老齢のため思い出せないなどどうしようもないものを区別すること。 また、一度本人が自分のものではないと意思表示したものを区別すること。実際、フォローアップの際などに、前も別人と回答したとのお叱りを受けることが多いため。	報道になった平成19年6月頃にはじめて知りました。	戦争中に、戦災調査のため始まった制度で、その当時の記録管理、戦災や洪水などで、名簿がわからなくなったものも多い。その当時、電子機器での記録という技術もなく、全国各地の記録を永年にわたって管理するということは、今考えるときわめて困難であると思う。 しかし、いつの世も、国の政策決定は、現場の体制にかかわらず、法律決定されていくため発生したものではないかと考えます。 政策決定には、本当に実施できる体制が取れるのかどうかを、時間をかけて調査してから、決定してほしいと考えます。
5897	本庁	その他(本庁)				
5898	本庁	その他(本庁)			私が、年金記録問題の存在を知ったのは、メディア等で公表されたときでした。 年金記録問題について、私の認識としましては、社会保険庁の行政サービスの怠慢はもとより、社会全体の年金に対する無関心も原因の一環と認識しております。なぜなら、年金相談窓口において、裁定請求書を受理する際、通常お客様に被保険者記録をお見せして、間違いがないかの確認をしていただいた上で請求書を受理するはずです。にもかかわらずこれほどの記録の漏れが発覚するということは、すべてが社会保険庁の怠慢によるものだけとは言い切れないと思われます。	[redacted]社会保険事務所の休日開庁日等に窓口支援を行っておりました。 その際、対応に気をつけた事としましては、期間調査にいらっしゃるお客様また、年金請求にいらしたお客様に対し、年金制度について、また多方面においてトータル的な説明を行うよう努めました。これにより年金記録問題のみならず、窓口でよくあるトラブルである、説明不足によりお客様が、不利益を受けるなどのことが防止できると思うからです。 今後の課題としましては、やはり職員の質を向上させ、職員に年金の知識のみならず、税金等の広い分野の知識を取得させ、お客様が年金相談にいらした際、越権行為にならない範囲で、トータル的なアドバイスをしていけたらよろしいと思います。また、お客様に対し広報誌等により制度に関する周知をより拡大していくことが、今後このようなことを防止する予防策になるとおも

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5899	地方庁	その他(社会保険事務所)			日本全国民1人1人の正確な雇用記録等の確認作業 被保険者、受給者と年金業務に係る職員の双方が本気で取り組まなければ解決しない問題(どちらか片方がやる気が無い状態では解決困難) 「一筋縄で解決できる事ではない」と思いました。 期間職員として採用直後(約2年4ヶ月前)	一人一人へ誠意と責任を持って対応し、十分納得し、満足感をもって帰宅していただけるようにする。 不満感を残したまま帰宅させない事。(少しでも不満や疑問があると再来所や問い合わせにつながり、混雑の原因となり悪循環なので) 当たり前の事ですが、地道に一つ一つ解決していくしか無いと思います。 反省点を挙げるとすれば、年金問題が起こるまでの民間の方々の年金事業に関する関心の低さを予想できなかった事かと思われます。 この問題が起こるまで、「全く興味が無かった」「どうでもいいと思っていた」という声を窓口対応
5900	地方庁	その他(社会保険事務局)	偽名や生年月日を偽って使用していたと思われる記録が多数あるために本人記録かどうか不明な記録が多数ある。	ご本人に思い出してもらった上で照会いただくほかないと思います。	適正な金額の年金給付を行うために重要な問題だと思っております。平成19年の春頃から問題として認識していました。	現在担当ではありませんが、支援依頼が来たときは積極的に参加して取り組みました。 問題点としては当時の記録の管理体制や、電子記録にしたときの入力間違い等に対するチェックの甘さ等
5901	地方庁	社会保険事務所長	なし	現時点では、特別便、定期便で加入記録を照会されている方に早期回答していくことが重要と考えている。	同一人物に複数の手番が交付されていることは知っていたが、年金請求時に職歴確認すれば、統合できると考えていた。 また、国民年金の納付については、想定では手管理当時の記録漏れが絶対ないとは言えないが、可能性は少なく、ほぼありえないと考えていた。	データが機械に反映されていない、旧台帳管理分については職歴の申出がない限り検索の方法がないため、年金請求時には手帳の取得年月以前についても本人に確認するなど気を使った。 それ以降の期間については氏名索引でほぼ確認できるものと考えていたが、生年月日が丸め入力されていたものがあったことには驚いた。 記憶は薄れることから、早い時期に本人に知らせることが一番であり、定期便など、もっと早く関
5902	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	人海戦術しかないとおもいます。 後々に人員は増加されてきていますが、最初から現行の職員とは切り離して新たに、記録問題に対する人員を投入すべきであったと思います。 それをしなかったことが通常業務の停滞、記録問題解決の遅れになっていると思います。	少なくとも、社会保険業務センターで年金の裁定処理を行っていたときは、このような問題は認識していませんでした。というのは、自分も含めて当時の職員はコンピュータにすべての記録が収録されているわけではないことを認識していましたので、裁定の際、請求者の職歴が記載されていて、コンピュータの記録がない場合は、社会保険事務所に照会し、被保険者名簿などのいわゆる紙ベースの記録を確認したうえで裁定を行っていました。 明確に記録問題として認識しらわけではありませんが、裁定事務が地方庁に移管された後、コンピュータの記録のみで裁定するケースが多くなり、その後記録が判明したということで、再裁定の件数が増加したということを聞きました。	当時、社会保険業務センターに在籍していなかったので、特に対応していません。また、その後も特に対応していません。 現時点でみた場合は、地方庁に裁定事務を移管する際に、コンピュータに収録されている記録が完全ではないことを明確に示した上で、本人が記載した職歴に沿って紙ベースの記録を探すようにさせるべきであったと思います。 個人的には、地方庁では、コンピュータの記録に合わせて職歴を記載させていたのではないかとの思いもあります。
5903	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	時間をかけてでも1人1人確認していく。	テレビ・新聞報道されるまで認識していなかった。年金手帳番号等制度の不備。4,5年前位？	国民総番号制。国民全員に生まれた時から社会保障番号の様に付番し、管理していく。
5904	地方庁	社会保険事務所長	特になし	じっくりと時間をかけて調査できるのであれば、記録関係を事業所単位に整理した上で個人記録と照合していく方法もある。 過去の事業所単位の被保険者名簿に原票時代の被保険者を追加し、事業所の被保険者番号か1番から順に並ぶようにすれば発見しやすい。 事業所の記録(名称・記号・住所等)の変更の変遷が整備されていないケース(誤り)が多いので、再度の見直しが必要である。	オンラインが始まった時期に過去の記録をどうするのか気になった事があった。 その当時は、このたびのような大きな問題になる事は予想できなかった。	窓口現場ではオンライン開始前は手作業で記録を記載し、業務センターに送付し、業務センターでは機械用にパンチのうえコンピューターの記録として収録していたが、その過程において各種のチェック機能が働いていなかったことが原因で現在の状況となっている。 市町村から社会保険事務所に送られるデータも同様であったと思われある。 現場では、少数の人数で大量の事務処理をする事となっていたため、チェック機能が働いていなかった。 職員の認識不足もあるが、記録整備に社会保険庁全体が金と時間をかけて通常業務の中で整備しておかなければならなかったと思う。 オンライン化になった当初はそのような意識もあったが、いつの間にか薄れていったように記憶している。
5905	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	存じておりません。	①記録確認作業を完了させること。 ②届出主義だけに依拠しない年金制度に改正すること。 ③記録管理システムを刷新(見直す)こと。 ④職員研修(②、③に関する意見交換含む)を実施する。	国民に対しての信用失墜である。 いつ頃から認識するようになったのかは記憶にありません。	同じ誤りを繰り返さないこと。 届出主義ということに疑問を抱いていなかったこと。
5906	本庁	その他(本庁)	基礎年金番号附番以前の者の死亡に関する再裁定の未支給支払が、システム上に記録を取り込んでいないため、機械計算を行えずに未処理件数が多く残っているらしい。	対策を検討していると聞いた。	在籍前から報道等で知っていた。	事務局事務センターの時、個人で情報収集を行い、なるべく分かりやすいように電話対応を試みていた。 しかし、時効特例に関しての情報が事務所、お客様などにほとんど周知されておらず、また、進捗に関しても個別に問い合わせる以外まったくわからないままの状態であった。 現在も改善されていないと思われる。
5907	地方庁	その他(社会保険事務局)	受給者の2事業所以上の記録に不備が多い(1事業所の報酬でしか年金額が計算されていない) 制度間重複がよく見られる 収入要件にあっていないのに国年3号加入が多い	国年3号加入の収入要件の周知 所得証明を提出させる(収入130万以下という人に) 3号制度の廃止	就職して具体的な内容を知った(平成20年4月採用)。 社会保険に対する意識の低さが表れている問題と認識している。基本的には被保険者の請求もれが多いと考えている(被保険者証を紛失している人が多い)。 社会保険庁の記録整備の不備、被保険者、事業主、市町村の社会保険に対する理解のなさがあらわれている。	まず、自分自身が社会保険に興味を持つ。わかりやすい説明を心がける。図を描いたり文書にしたりして相手にも理解してもらえるようにするようにした。時間をかけてもお客様と向き合う。 反省点としては、運営側として、社会保険制度を複雑にした点、事業所、市町村、国民への制度への理解を求めることを怠った点、職員の知識不足、意識の低さに気づかなかった点があげられる。また、あまりにもマスコミが話題にしたせいか、性急に対応して、職員への負担の考慮がない、ミスが多い点もある。 被保険者側として制度に対して意識がなかったことが反省点としてあげられると思う。
5908	地方庁	社会保険事務所長	特になし	記録問題を解決するには、カセットを全てオープンすべきと考えます。 旧台帳等も、すべてオンラインで見れるようにすべきと考えます。 現状では、回答にもれるものがでると思われます。	旧台帳等が記録に反映されていないことは、この問題が起きて知った。	この責任は、社会保険庁本庁、業務センターの責任と考えます。社会保険事務所が悪いと国民は思っているため、業務センターなりがきちんと説明を行い、国民に謝罪すべきと思います。
5909	地方庁	社会保険事務所課長級以上	①北海道では昭和20年火災による名簿の消失あり②氏名訂正等朱書きにより訂正したことで、マイクロ等にきれいに表示されないこと③旧名簿には朝鮮半島から強制労働で加入していた被保険者がいること④払い出し番号が重複取消等となった番号先の追跡	①書き換え名簿等を整理し被保険者番号順の整理(欠番号の把握)を行うこと。②取り消された番号と重複取消後の記録確認	①厚生年金期間照会の担当(昭和56年～58年頃、平成12年～14年頃)をしていたときには、マイクロでは判断できない記録があり旧名簿と付け合せて調査をすることが多く時間をかけ調査しました。②会社の社長名等で照会されることも多く(個人経営から株式に変更等)事業所名簿に前身を記載し管理をおこなうなどしていました。関連名称の調査等をできる限り行なったり、会社に前身や関連会社の聴き取りや社歴を照会し調査をしていました。火災や連番になっていないこと、名簿が何度も書き換えられていること、50番ごとの進達方法等紛失しているのではと思い、調査対象者はかならず加入していたとの気持ちで調査をしていました。結果として、記録がないという通知に被保険者は納得していたことや季節雇用が多く加入しているという意識が低いとこともあり記録が判明できなくても了解いただけたと思います。記録管理の問題意識はありましたが、コンピューター化されることが管理上すぐれたことであるとの認識を持ったことが安易さに	①仕事が分散されており、チェック機能が働かなかったこと。 ②業務の流れが理解されず、加入の処理を行ない原票に記載作業一つにしても、ふりがながない時代、住所が把握されない時代とどのような形で管理していくかを確定させないまま改善を加えて変更したこと、リスクを予想せず仕事をしていたことが原因と考えます。氏名を楷書で記入する、ふり仮名が不明な場合のルールなどを明確化すべきだったと考えます。
5910	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	人員(経験者)の確保。増員。 現在、社会保険庁をあげていわゆる年金記録問題に取り組んでいるところではありますが、実際のところ、『解決』という言葉がこの問題に対しての何を指しているのか、何が『解決』に値するのか、そういったものが曖昧になっているような気がします。 全ての方の記録を判明させるというのは、聞こえはいいですが、結局は終わりの見えない中を模索しているのと同じです。終わりがないのであれば『解決』はありえません。終わりの地点を明確にさせることも、記録問題の解決に必要なことのように思います。	マスメディアに取り上げられた頃から問題のことを知りましたが、年金記録問題は、社会保険制度の歴史から鑑みても、いつかは起こるべきであった問題であり、その時期が今であっただけのことだと思っています。	年金記録問題と日々向き合っている中で、浮かび上がってくるものは、昔の年金・社会保険の制度への認知度の低さです。 何もかも国(会社)がやってくれると思っていた。管理してくれていると思っていた。というお客様はよくいらっしゃいます。 基礎年金番号通知書の存在を知らないお客様、厚生年金と国民年金の番号が、今も別々だと思っているお客様、3号は厚生年金だと思っているお客様も多いです。 昔からの国民の、年金に対しての意識の低さ。それは、年金記録問題の一つの要因として挙げられる段の低さだと思います。 幸か不幸か、年金記録問題が取り沙汰されたおかげで、自身の年金に意識を持ち始めたお客様は大勢いらっしゃいますが、それでもまだ全ての国民が自身の年金を自身の問題として意識するには至っていません。 今現在までにおいて、国が個人に提供する情報があまりにも少なかった、周知・理解の働きかけがほとんどなされていなかった裏側に、組織の日常的な怠慢があったことは明白であり、反省すべき点だと思います。 個人個人への、年金制度の徹底した周知、自らの経歴(年金記録)を自らが掌握していくという意識づけを、国民に対して積極的に行っていくことは、これから先起こり得るかもしれない別の年金記録問題への可能性を減少させることにつながるのではないでしょうか。
5911	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			初めて担当したときは、まだ基礎年金番号の導入前でしたので、一人の人にいくつもの年金手帳番号が払い出しされているケースがほとんどであり、それを何十年後の老齢年金裁定時に確認する処理手順には個人的に疑問を持ちました。また基礎年金番号導入後も個人の年金記録を年金手帳等に印字することなく番号のみお知らせしていることにも疑問を持ちました。ただこれは個人ではどうすることもできないことであり、疑問を持ちながらも決められた処理手順に従っていました。厚生年金保険の適用業務を初めて担当したのは平成3年で、その後2回担当しています。国民年金の適用業務の経験はありません。	健康保険、厚生年金保険被保険者資格取得届が事業所から提出された際に、年金手帳の記号番号が空欄であると、なるべく過去に払いだされた手帳がないか積極的に確認しました。ただし、若い世代の方は当時年金制度への関心が薄く、健康保険被保険者証のみ早期に交付を求めるご意見があったり、資格取得届には戸籍等の添付義務がないため、氏名や年齢を偽って届出されるケースもあり、決められた処理手順のなかですべてを確認することは実際には難しかったと思います。 これらの問題解決のためには、まずは国民の皆様に分かりやすい形で正確に個人の年金情報を提供できるようにして、また、若い世代のころから年金制度に関心をもっていただくように努めることが重要です。年金手帳ではなく「年金通帳」のようなものを国民の皆様に交付するのも一案と思います。年金は老齢年金だけでなく、現役世代を対象にした障害年金もあるのですから、「将来もらえないのだから保険料は払わない」といったご意見に対して適切に対応するためにも、情報提供は重要と考えます。さらには今回の問題の根底には複雑すぎる制度設計と、社会保険方式による世代間格差により、実際に国民の方ご自身がいったい「いつから」、「いくら」受給できて、「どれくらいご自身の利益となるのか」、といった、不安の増大があると思います。なるべくす

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5912	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	「ねんきん定期便」をよく確認するよう国民に対して広く広報する。	採用時に再裁定業務の担当部署に入ったので、新規裁定時に記録が漏れている人が相当数いることは認識していた。裁定前であれば裁定時に手帳番号の統合を行えばよいし、裁定後であっても再裁定により給付記録の訂正を行えばよいものと認識していた。「宙に浮いた」であるとか「消えた」といった言葉のイメージが一人歩きして必要以上に不安が広がっていると思う。	新規裁定のときに確認が徹底していなかったことが問題だと思う。今後は被保険者に対し「定期便」を送付するのでこういった問題は起こらなくなると思う。
5913	本庁	その他(本庁)	特にございません。	全職員で問題を共有し、その原因を追究し、徹底的に解決に向け努力していくことが大切であり、そのために地方庁と本庁の風通しを良くすることも重要と考えています。私は採用から15年になりますが、こちらに異動して、業務の流れについて初めて得た知識も多数あり、現段階での年金記録問題解決に向けての最大のポイントが、本庁と地方庁の連携ではないかと考えさせられました。	通常業務の中で期間照会業務が存在していたので、ここ数年の年金記録問題が社会問題として注目されるまでは、「古い記録が漏れている」ことは当たり前に起こりうるものと思っており、自分が甘い認識で業務に臨んでいたことは反省せざるを得ないと考えています。	年金特別便の発送の最中に窓口担当をしていましたので、お会いするお客様のお一人お一人から叱咤激励のさまざまなお言葉を頂戴いたしましたが、とにかく記録に異常な点がないか、誠実な対応は心がけたつもりです。また、その後窓口から離れ、再裁定の進達担当から、業務センターでの再裁定支援の業務に就かせていただき一連の事務処理の流れを経験させていただいたのは、自分にとっていい勉強になりました。 この問題における反省点は、年金というものが、お客様の人生の足跡でありそれを守っていくことが我々の使命であるという観点が我々側に漏れていたことです。そのことは今後の業務の中で、決して忘れずに従事していこうと思っております。
5914	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		大幅な人員の増員		上からの指示に従い、業務を行った。 社会保険制度発足から脈々と続く問題であるにもかかわらず、責任がすべて現職にあるかの様に扱われ、しかも後始末まで現職(とくに若手)に押し付けられている。
5915	地方庁	社会保険事務所課長級以上		現在、行われている作業を確実に実施し記録の整備を行う。 また、個人への連絡及び照会等を行い一つずつ解決していく。	被保険者において、将来の生活設計における大きな問題と認識していました。 世間に問題が発生したころです。	相談において、できうる限り本により聞き出し解消に努めるよう対応した。 年金手帳の一人一冊の徹底による広報及び被保険者・事業所への 広報・指導不足が考えられる。
5916	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	特にありません。	マスコミで大々的に発表されてから問題であることを認識しました。	基礎年金番号に統合されていない過去の記録の存在は認識していましたが、通常の業務の中(資格照会、資格取得、裁定請求時等)の際に統合していくものであると考えていました。 現時点で考えると、採用前のことではありますが基礎年金番号導入時点での集中的な対応と、基礎年金番号導入前の各制度の年金手帳番号の一本化を徹底するべきであったと反省します。
5917	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にないと思います。	正しい検索データへの修正を進め、検索精度を高める。 (マイクロフィルムのデータ検索の際、他事業所の台帳が混在していると思われるケースもあり、どこの事業所のものであるか明らかであるものは検索データの並び換え等の補正が容易にできるよう体制を整備する。または、その混在データ等の情報について全国共有を行う。) 記録がなかなか判明しない案件は複数の記録確認のベテラン職員が検索を行い、様々な視点から記録発見に取り組む。	採用された頃から、厚生年金保険、国民年金及び船員保険という制度の違いもあり年金手帳番号の重複取消処理等が多くありましたし、特に船員保険被保険者の古い加入記録は本人記録でない記録が含まれているケースがあることは先輩方から聞いていました。本庁において被保険者に対する過去記録の整備の照会文書送付が始まり、基礎年金番号の導入に伴い個々の被保険者の加入記録が年金請求年齢に到達する前には順次整理されて行くものと思っておりましたので、年金記録問題が明らかになり、厚生年金の整理されていない古い紙台帳が存在することを知って大変驚いております。組織の一員として国民の皆さんには大変申し訳ない気持ちで一杯です。特に高齢の受給者、無年金者の方々へ対しては急ぎ解決すべき大変重要な問題と認識しています。	採用された頃から、業務においてはなるべく記録整理が進むよう心掛け取り組んで参りましたし、現在も変わりありません。 厚生年金保険、国民年金及び船員保険という制度の違いもあり年金手帳番号が別々でしたが、基礎年金番号導入前のもっと早くから過去記録を被保険者本人に照会確認し整備を進めるべきであったと考えます。
5918	地方庁	その他(社会保険事務所)	透明化にともない情報公開が進んでいますので、他の問題は思いつきません。	派遣職員の雇用や外部委託と平行して、正社員も増員するべきだと思います。	元々、年金記録が見つからないトラブルは昔からありましたが、管轄の社会保険事務所や業務センターへ調査依頼をした上で回答していたので、年金記録問題になるとは思っていませんでした。 年金記録問題が判明してからは、社会保険の基盤に関わる問題だと認識しています。	お客様より些細な情報でも聞き取りをし、台帳の記載誤りもある事を考慮して可能性がありそうな広範囲で調査をする様にしています。 この問題についての反省点は、年金の記録が見つからないトラブルは以前からもあったので、もっと早い時期に時間を掛けて確実に解決にむけて取り組めれば良かったと思います。
5919	地方庁	その他(社会保険事務所)	昭和50年4月採用当時、国民年金業務に在籍中は、紙台帳の管内管外の住所変更に携わっていました。転出転入の数が多く検認の消し込みが間に合わない事がありました。特に住所変更歴が多い被保険者は、消し込み漏れがあると思います。	先日も報道がありましたように国民年金の加入期間の前後納入、家族等の納付意欲があった場合は総合的に判断して納付とすべきと思います。ただし、住所変更歴は確認する必要があると思います。	昭和50年から57年頃国民年金担当の時は将来問題が起こると思いました。59年頃よりオンラインへ切り替えする時は市町村の名簿との突合はしましたが、こんな大問題になるとは思いませんでした。	当時は紙で管理された事が一番良いことと思っていましたが、今思うともっと良い方法が無かったか？紙で管理することに限界があったか？
5920	地方庁	社会保険事務所長	①現在、改善されているか確認していませんが、以前に受給者の方から二以上勤務者のカット合算についての質問を受け、調査したところ、一方の会社が厚生年金基金に加入していますと、結果的に基金に入っていない場合の方が受け取る年金金額が高くなることが分かり、システム上の改善を含め、事務局経由で庁に質問を上げましたが、回答がありませんでした。その後どうなったかは不明です。 ②性同一性障害の方の性別訂正をコンピュータ処理すると、加入歴をすべて変更するため、すでに退職した事業所や、現在在籍している事業所の保険料内訳書に増減計算上、データが表示されてしまい、個人情報が漏れてしまう危険がある。これもシステムの改善が必要ではないかと思います。 ③厚生年金基金が加入員の住所記録を長期に把握できないために、未支給となっている年金の請求を促せない状況にある。特に結婚後、住所変更された場合等全く手がかりがなくなり、個人情報の関係もあり社会保険事務所から基金に対して情報を提供することが限定的となる問題がある。 ④郵便局の簡易保険に35歳から60歳まで25年間加入して毎月15000円(60歳まで保険料額がほぼ変わらない。)を納めると、60歳から終身年金で360000円(月額3万円)が支給されるのに対し、国民年金は、仮に25年間保険料を納めると、346500円(792100円×25年／40年×繰上げ率0.7)であり、金額で完全に民間の年金より少ない。しかも今後国民年金保険	公的年金制度の一元化によって、収支の単一化を図り、制度を国民に分かりやすくすることからはじめることが重要。収入が単純化し、ロットが太くなればスケールメリットも大きくグローバル経済にも対応できるのではないかと思う。 そのうえで、これまでの制度の問題点を整理していくという同時並行的な対策を講じるべきであると思う。 前記(6)の問題は個々に対応策を講ずれば改善是正できると思う。	年金記録の管理は、長期にわたる天文学的な量の記録管理であり、厳正確実な管理に万全を期すために我々現場の職員は業務を行っているという認識を常に持続させていかなければならないが、その意識がこのたびの問題が起こるまで、組織全体として希薄であったのではないかと感じます。 昭和54年にこの職場に入りましたが、昭和40年代後半に厚生年金手帳ができたようですが、その頃は預金通帳と同様に、記録を記帳する目的ではなく、備忘録のための余白を作ったのかとその頃は思っていました。 その後、電算機能が進化していく過程で、銀行の預金通帳のような姿にすることについて誰も考えなかったのか。万一もっと早くなっていれば今よりはるかに年金記録に対する意識が職員にもできていたのではと今更ながら思います。国民年金手帳は昭和36年からあったにもかかわらず、保険料の収納方法自体に問題があったのではないかと思います。印紙によらなければ、もっと記録の管理もきちんとされていたのではないかと思います。 やはり、若いときには誰しも年金に対する意識は希薄であり、これを管理する側できちんと管理することが必要でした。 年金記録問題を知ったのは、平成16年ごろに団塊の世代が年金受給年齢に達するに伴い、支給開始年齢の引き上げ等、取り巻く環境が大きく変わりだしてからと記憶しています。	「届出主義」という姿勢があったために、WMを見て、仮にご本人の記録であると推定されても、ご本人が忘れていれば、個人情報であることもあり、守秘義務の点からこちらからは申し上げないという姿勢であったことは事実であり、これらが積み重なって誤のための制度かという根本的なところに問題があったと反省しております。 すでに言われているように、制度を管理する側、お客様側双方が記録の確認をし合うことが重要であると思います。そうすれば事故は防げるのではないかと思います。あとは、抽象的で恐縮ですが、やはりお客様の視点でサービスを提供するということであると思います。そしてお客様の信頼を得ることに尽きると思います。 一方、学校での金に関する教育も必要なのではと思います。 何より、自分自身の反省として、事なかれ主義的な姿勢があったので、これを改め、自分自身にも大いに責任があるということを肝に銘じ、これからの業務を行って行きたいと思います。
5921	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	記録の確認については、相当な時間を要しますが、存在する台帳によりお一人お一人に確認をとる方法しかないと思います。	公的年金は社会保障制度とし大変重要であり、その金額に影響する年金記録の適正な処理及び管理また、事業所への適正・適切な届出指導が不十分であったことは大きな問題と認識しています。 問題の存在を知ったのは、平成19年頃です。	問題が報道され、電話や来所されたお客様からの苦情等には、精神誠意対応し、また特別便等での客様に対して懇切丁寧な対応をしてきました。 また、早期解決のため「夜間・休日開庁」等組織を挙げた対応においても、窓口支援等積極的対応に努めました。 事業所からの標準報酬等の届出においては、年金給付に反映することを説明し適正な届出をお願いしている。 公的年金は加入者数が膨大で、加入から給付までの長期のスパンにおいて記録管理は非常に重要な業務であります。その認識が組織として希薄だったかもしれません。 管理業務における長期間の手管理には限界があり、早い時期にシステム管理すべきだったと思います。 また、平成9年の基礎年金番号移行時に、重複手番等の調査を行っていますが、その際、「公的年金制度と年金記録の重要性、事業所の適正な届出」の周知を同時に図る必要があったと思います。
5922	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にございません。	記録を整備した後、一人ひとりに、記録の確認をしてもらうことにより、信頼の回復に努める。	記録問題については、基礎年金番号導入前は手帳番号を複数持っている人が多く存在し、短期間で就労の場合は、本人も覚えていないことがほとんどであったため、記録統合が漏れてしまうことが数多くあったと思います。	同姓同名で同じ生年月日の別の手帳番号があった場合については、今の持っている記録以外に勤めたことがないか確認していました。 古い記録の場合は、本人の記憶も曖昧の為、事務所側から具体的な説明をして本人の記憶を呼び起し、もっと記録統合に向けた努力をするべきであったと思います。
5923	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	経験者で増員	紙台帳とオンライン記録の相違と認識しています 数年前	現状、何も対応できていません オンライン切り替え時に膨大な作業の為、アルバイト等で対応したこと 作業終了後のチェックが不十分であったこと
5924	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	今現在、行っていることを一つ一つ丁寧にクリアしていくことと思います。	年金の過去記録(旧台帳等)についてはベテランの職員が配置される傾向があり、言葉を聞いてもあまりピンとこなかったため、年金記録問題として知ったのはマスコミが報道したことにより知りました。未統合の記録がこれほど多くあったと、驚きました。	年金の記録が画面上、または台帳に残っているということは一人一人が年金保険料を支払ったが年金額に反映されていないということなので、可能な限り結び付けよう思い、電話したり来訪者の相談に自分なりにきめ細かく対応してきたつもりです。 中には明らかに制度を誤解している人もいましたが自分なりに説明し理解していただいたと思っています。 反省点としては記録を専門に扱う部署がない、あるいは軽視されていたため職員全体が記録に対し意識が薄かったこと、記録本来の持ち主である被保険者の方からのチェックが働かなかったことだと思います。
5925	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	知りません。		19年頃にマスコミ等の報道により、年金記録の未統合記録が約5000万件存在することを始めて知りました。	年金に対する国民の信頼を失墜させたことから、早期にこの年金記録問題を解決することが責務であると思いました。大変困難な課題ではありますが、個々の年金記録を確実にするための取組みを着実に実行する必要があると考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5926	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	特になし	不完全な制度に対して試行錯誤を繰り返した結果の問題。 多くの人の年金制度に対する無知、無関心、依存によるもの。 自ら手続きをしなくてもちゃんと管理されているとの思い込み。そこまでのシステムは昔はありえないのに、今のレベルで考えていること。 採用職員への具体的な事務処理の指導の仕方が各県ばらばら。いろんなケースで統一されたマニュアルがなく、地方ごとの慣習だったため、今でいう不適正な事務処理を代々知識がまっさらな採用時に教えられたとおり遵守し、適正と疑わず処理していたこと。 研修等や他県の仲間と交流の機会があるとき、また、転入者から話を聞いたりしたとき、各県で処理が統一されていないことを知ったが、おかしい、不公平なことになるのでは？と思いはしたが、現在のような認識はなかったので、自分たちがどうこうできる立場ではないし、言うところもないし、仕方ないと思っていた。	どういわれても法令、マニュアルを遵守することを徹底して対応することにした。 自分たちの勝手な認識で相手の立場にたってみてこれが親切、これが迅速、受給権確保につながる、まわりくどくなく本人のためになると思ってきたことは間違いだったのだと初めはショックを受けた。マニュアルどおりに、回りくどくてもそういう対応しかできない事に対して、お役所仕事だ、とか不親切、人の心がないのか、とかいろいろいわれる事もある。 しかし、それを全職員がきちんと守ることにより、一貫性、信用、平等な対応につながるんだと理解した。グレーゾーンは、ある人にはよくても他のある人にとっては不信感、不公平になる事がある。 義務教育、初めて知ることを先生にそうだと教えられたら、それが正しいと思い疑わないのは当然だと思う。なんか、おかしいよね、と思いながらもそれを上に上げていく力とそれを受け止める所がなかったことが反省点だと思う。 組織的にそうだったことが今は多少変わってきている。 これからは当たり前を当たり前じゃないと考えること、疑問は上にあげていくことが必要。
5927	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
5928	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	社会保険事務所に相談にこれない方や特別便の内容を確認したいが電話がつながらないことがあるので、電話の回線をもっと増やせればよいかと思います。	基礎年金番号が始まるまでは、公的年金の番号は加入制度毎に別々の番号で記録を管理していたため、すでに資格喪失している場合または旧姓で加入していた方等は、統合していない記録があることはわかっていました。 納めていた記録が不明だということは、年金受給額にも違いがありますので、1件でも多く問題が早期に解決しなければならないのもだと思っていました。	年金請求時または各届出のため来訪したときなどに、今まで勤めたところや保険料をどのように納付されていたのかなどを丁寧に聞き取りし、記録に漏れがないようにしなければならないと思います。
5929	本庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	存じておりません	定員を増やす	重要な問題として認識。存在を知ったのは世間で騒がれるようになってから	三鷹や埼玉の倉庫へ調査に派遣された。また業務センターへ出向となった。 反省点は自分自身は特にない。 昔のOBがやらかした不始末で何ゆえここまで世間から非難をあびなければいけないのかと憤慨した。挙句の果てには公務員でなくなるというのは全く持ってついてない・・・
5930	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	現に講じている対策を、丁寧・正確に進めることだと思います。	10年ほど前に適用業務に携わった頃は、健保厚年の資格取得届に年金手帳が添付されないものが多いことに驚きました。年金が加入期間等を積み上げて計算されるにもかかわらず、事業所あるいは被保険者が、記録管理と年金受給権の関係に無頓着であると感じたものです。行政と市民の両者が、正確に適用することの必要性の認識を共有し、足並みをそろえて取り組まない限り解決しないと考えていました。	以来、適用業務から離れたため対応できておりません。現時点でみた場合、年金に対する理解を深める努力(たとえば広報や教育)が、継続的に行われるべきであったと思います。
5931	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	一人一番号での管理の徹底 ・中小企業の事業主の事務の軽減を図ること。 ・基礎年番を医療保険番号と統合し、健保、国保、共済の資格確認システムを早急に構築する。(医療機関の資格確認も可能)	入庁後、厚年で例えれば、16歳以上の就労可能者数より資格記録の被保険者数が多いことから一人に複数の手番が付けられているものと推測された。	基礎年番管理システムの基本設計に当たって、複数基番の払い出しを抑制するよう設計したが、H9のシステム稼動時にはその機能は反映していなかった。(健保証の即時交付のため仮番号を交付したものと推測している) ・基礎年番に附加価値がないため、一人一番号の認識がない。(設計当時にも免許証番号などにも使えないかとかの議論をしたが、当時は無理だった。)
5932	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	一件一件、誠実かつ確実な対応をする。	どのような問題か？一年金記録についてWM上の記録と紙台帳との相違がある。本人が厚生年金手帳を紛失した場合の記録の検索が難しい場合がある いつごろか？→平成16年頃	対応→自分がおかれた状況でできるかぎりのことしようとした。 反省点→年金給付の際に記録の最終確認を怠ってきた事や、紙台帳検索が管轄社保でしかできなかった事。定期的な年金記録通知をしてこなかった点が挙げられる。
5933	地方庁	その他(社会保険事務所)		過去記録の見直し、訂正処理を早期に行える体制を作り解決に向けて職員一丸となって取り組む。また、今後はインターネット等を活用し年金記録等が容易に確認出来るよう整備を行う。職員は信頼回復を第一にお客様サービス向上を目指し業務出来るよう体制を作る。	問題解決まで相当の時間を要する非常に大きな問題であると考えます。大きくは平成19年に来統合年金番号が約5，000万件あると叫ばれ始め、多くの情報が出てきてからですが、年金記録の調査申出により記録の統合処理等を以前から行なっており、統合されていない年金記録はまだ多くあるとは認識していました。	接遇マナーを遵守し、また、お客様からの申出で記録調査分が判明した場合は早期に確認、回答が出来るよう詳しく聞き取りを行う等対応に努めました。 この問題は多くの反省点がありますが、大きくは重複付番者について早期に対策を講じなかった事、年金制度の周知が不十分でなかった事、記録の管理を徹底して行っていなかった事等が挙げられると考えます。
5934	地方庁	その他(社会保険事務所)			マスコミ報道時、社会保険事務所の職員ではなかったので、報道時に知った。その当時は、単に職員の怠慢であろうと思っていた。	上記理由により、現時点での対応でしか回答できませんが、反省点としては裁定時にもう少しきっちり記録の漏れがないかどうかを調べるべきなのでは？と思いました(受給者の記録漏れが多すぎると思った)。
5935	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	・個々人の年金記録を確認整備し、データを信頼あるものにすることが、地道ですが着実に年金問題を解決していく手段と考えます。 ・整備されたデータが、安心してお客様に開示でき、新たなご相談を信用を得ながらできることが、お客様が求めるこの組織の本当のスタートと思います。 ・そのためにも、迅速かつ正確なデータ収集・統合に全力をあげ取組むとともに、その利用方法の簡易、簡便さも必要と考えます。	・私は、平成20年12月民間から採用されましたので、問題の存在はそれ以前、報道等の情報により認識しました。 ・入庁後、問題の複雑さと対応体制などの詳細を認識しました。 ・問題は広範囲ですが、解決せねば、年金制度そのものの信頼が失われ、ひいては国家維持の根幹に関わることと認識しております。	・1年の経験ですが、お客様の立場に立った記録の確認の徹底と、ご本人のご理解を得ることを念頭に、対応してきたつもりです。 ・問題の反省点として、以下の点を感じています。 ・制度自体の複雑さと一貫性の不足 ・国民へ年金制度の重要性への周知不足 ・過去の年金業務に携わった方々の中に、国民の財産を預かっているという認識が弱い方がいたこと
5936	本庁	その他(本庁)			過去におけるずさんな記録管理に唖然としたが、そもそも基礎年金番号が導入されたのが平成9年からであり、それまで皆、いくつも番号を持っていたので、このような問題は起きるべくして起きたと思う。また、台帳管理からコンピューター管理になった時に、紙台帳をコンピューター入力したと思うが、派遣に任せるなど、ずさんな管理をしていたこと等、報道されて初めて知った。	適用課に所属しているときは、資格取得日、喪失日、報酬等、処理誤りがあれば、将来その方の年金額に影響してくるということを肝に銘じ、適切な処理に努めた。 人間がやる以上、処理誤りがあるのはある程度やむを得ないと思うが、いかにして誤りを防ぐかが問題である。 例えば、定時決定の入力は現在業者委託だが、平均報酬のみを入力しているため、事業所が平均を出す際に計算間違いをしていたり、一桁間違って記入されていることが多々あるが、定時決定は全事業所のほとんどの被保険者が対象になっているため、職員が完璧に審査するのは不可能である。委託業者に、平均報酬のみを入力してもらうのではなく、4月5月6月すべての報酬および、平均報酬を入力してもらうようにすれば、上記のような単純な記入ミスなら、ほぼ完全に誤りを防止できると思われる。予算の問題があると思うが、今の年金問題のように何十年も後になって多大な時間と経費をかけて訂正していることを思えば、今、処理誤りを防止するために、おかしな入力がされた時には様々な警告メッセージが出るようにするとか、コンピューターの精度を高めていくことが非常に重要だと思う。常に、現場の意見を聞き、反映させてほしいと思う。
5937	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	基礎年金番号に統合されていない手番があることは知っていましたが、それ以外のことについては、それほど認識していませんでした。	現在実施している年金記録の電子媒体化等を実施し、年金記録の突合を進めるとともに、年金記録の信頼回復に向けた方策を実施して行くことが大事であると考えています。	基礎年金に統合されていない手番がこれだけ多くあることを知って、社会保険庁に勤務する者として非常に残念でした。 高齢化社会を迎えようとしている中であってはいけないことであり、国民から不信を招く大変なことと認識していました。 年金記録の問題を知ったのは、年金記録問題が表面化した平成19年5月頃と記憶しています。	年金記録問題を最優先業務として対応してきたところですが、第三者から見た場合どのように評価されているのか心配である。 ただ、期間照会の回答及び年金の再裁定について、もう少し迅速な対応が可能であったのではないかと思っています。
5938	本庁	その他(本庁)			年金記録のずさんな管理により、老後の所得保障的役割の年金について、多くの方々にかけてしまっていると感じております。国民の信頼を回復するために取り組まなければいけない問題と感じています。	記録の見つかった方々の記録訂正について、いままで学んだ知識を活かして処理に対応しております。また、社会保険事務所から進達される書類については返戻になるものが多く見受けられます。事務所の方で、返戻になることのないよう確認することがとても重要なのではないかと思わ
5939	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	現時点において思いつく方法は、全て進められていると思います。 後は、個人の申出に基づいて一件づつ丁寧に調査をしていくことだと思います。 世間を煽り立てることなく、国民全員の協力が得られるような報道や広報ができれば・・・と思います。	年金給付課の配属になり、請求時に記録確認をする時に、紙台帳からコンピューター化する時に、読みの誤入力があることを知りました。しかし本人からの申出がないと調べる機会もなく、年金請求時に確認するのが最後の機会になっていました。 基礎年金番号導入時に、もっと記録の整理に力を入れておけば良かったと思います。	基礎年金番号導入時に、もっと記録の整理に力を入れておくべきだったと思います。 今回の記録問題に関しては、全力をつくして取り組む姿勢です。
5940	地方庁	社会保険事務所課長級以上	世間一般に知られていない問題以外に知っていることはありません。	引き続き「ねんきん定期便」において個人へ詳細な年金記録をお知らせすることが必要と考えます。	年金記録問題について現在においては非常に重要な問題であると認識している。 しかしながら年金記録については主として年金裁定時において、本人による確認行為により「漏れ」や「誤り」について調査を実施し、適切に対応することが可能であるものと考えていた。 記録問題については採用後の社会保険事務所における期間照会対応業務に従事した頃より、マイクロ記録とオンライン記録の非整合について認識していた。	各個人から申出のあった年金記録の調査については、業務の範囲で可能な限り調査を実施することに努めたと考えておりますが、個人の状況によっては記憶が曖昧なこともあり完璧な記録の調査等務に従事することができたとは思えません。 現時点での反省点としては、 ①各個人の年金裁定時等における年金記録の点検確認の不足 ②オンライン収録とされていない年金記録の未対応 ③社会保険制度に携わる全ての職員(事業所の社会保険労務担当を含む)の正しい制度や事務取扱についての理解力・認識力の向上および周知徹底不足 ④潜在する問題事項の国民への積極的な周知・開示不足 ⑤複雑な制度改正の実施等、現行社会保険関連法の未整備・未簡素化 以上の事項が挙げられるものと考えます。
5941	地方庁	社会保険事務所課長級以上	年金記録が判明したことにより年金額が減額となる場合 ・4種還付が発生するケース ・障害年金受給者 ・中高齢の特例 等	これまでの時効特例や、3号期間判明時の特例といった流れから行けば、4種還付や減額をしない扱いとする	過去の記録の誤りについては、多少はあるとは考えていたが、これほど大きくなるとは思っていなかった。 いずれきちんと整理しなくてはならないとは、思っていたが、すべての面においてあまりにも、急ぎすぎていて、そのことが次の間違いを引き起こしそうで心配である。 もっと時間をかけて、年齢の高い方から順序よく整備していかなければ、同じことの繰り返しになるのではないか。 質問の趣旨と少し違っているかもしれませんが・・・・・	

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5942	地方庁	社会保険事務所長	公表されているもの以外にはありません。	①すでに判明している本人と思われる記録については早期処理に向けた対応を早急に進める。 ②これまで突合してきた記録以外で漏れが考えられる記録の特定に当たっては、その傾向を分析し(前回の突合時にシステムで拾い漏れが生じていると思われるケースなど)効果的な記録統合の対策を実施する。	未統合記録5000万件については、基礎年金番号導入前においては、複数の番号が"制度ごとまたは同一制度においても同一者に払いだされており、また特に厚生年金においては短期間の転職を重ねる方などが多数存在する中、そういった人が自分の職歴を忘れてしまった時など行政としてどういったカバーができるのだろうという懸念はあった。 一方で、年金制度においてはきわめて長期にわたり記録を管理していかなければならず、特に厚生年金においては戦前昭和17年からの記録を管理しており、歴史的な変遷の中で、前記のような職歴を亡失した方や、手帳をなくした人、氏名が複数回変わったり生年月日が違うなどを含め、一括して記録管理を適切に行っていくことが、難しい時代背景がその時代には存在していた面もある。 そういった背景の一方、組織全体の認識が法令に基づく請求主義を前提としていたことで、積極的な対策が十分に行われてこなかったことが反省点である。 また、平成9年の基礎年金番号制の導入にあたっても、本来であれば今回のような取り組みを入念に行うべきだったとも思うが、具体的に国民にどのようにアプローチしたら個々の方々の正確な情報を収集することができたかという思いもある。	判明した未統合記録記録にかかる受給者等への連絡または再裁定処理、さらには特別便にともなう資格照会など、事務所全体が出来る限り早期に対応できるよう心がけてきた。また未統合記録の問題以外で指摘されている諸問題への対応についても、問題が起こった原因を振り返り同じような問題が生ずることのないよう職場全体の意識の底上げを図るよう努めてきたところです。 今回の問題の底辺は組織のガバナンスの問題と個々職員個人のモラルの問題に分けられると思う。 特に個人問題について振り返ると、一般的に新規に採用された職員は襟をただし組織に前向きな姿勢であるが、その後一部の職員においては慣れてくるにつれて輝きをなくしてくることがまま見受けられた。その原因はたぶんモラルのない先輩から別な形で教育されている実態があり、当時組織にはそういった先輩職員が多く存在していたことにより、組織全般の空気がぬるま湯的なものとなり結果、窓口の外より内側を重視する職員が増えることになったのではないかと振り返る。そういった意味では組織のガバナンスの問題とリンクしている問題でもあった。一連の問題により国民は社会保険庁職員はすべてでたらめであるとの評価となっているように思うが、そういった職場環境の中でもしっかりとした考え方を持ち業務に携わってきた職員も非常に多く存在していたことが評価されないのがたいへん残念に思います。
5943	本庁	その他(本庁)	資格取得時における年金番号の確認ができないまま処理をし、本来一人に一つの基礎年金番号が一人に複数の基礎年金番号が払いだされている点。	今後導入される年金通帳で問題が解消されると考えてます。ただ、本人が通帳を紛失した際、今のままのシステムだと名前と漢字での氏名検索しかできないことから、検索システムを改善したほうがいいと思います。たとえば、苗字や名前や生年月日で検索できるようした方がよいと考えます。	年金記録問題については、大変はことだと認識していました。世間で問題になってからは来客数が普段の倍以上になり、所内にはいりきれずあふれかえっている光景を目の当たりにして、大変な問題だと再認識しました。 問題についてはマスメディアを通して知りました。	年金問題については、消えた年金問題に代表されるようにマスメディアが必要以上に国民に対して不安を煽ったと感じていました。その不安を少しでも解消しようと事務所に来所していただいている、お客様に対してすこしでも安心していただけるよう、記録統合については迅速に処理し、その場で回答業を渡すよう心がけていました。 年金記録に関して行政側が保有している情報と本人が確認する手段が少なかったことが問題だったと思います。しかし、この反省点を踏まえ今は改善されていると思います。ただし、逆にいまは特別便や定期便を期間をあけずに送付したことから、受け取る側からするとどう違うのかといった気持ちがあると思います。これからは送付する内容や時期を十分考慮したうえで実施する
5944	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	事務所によっては単純に各課に振り分け、個人に任せっきりで進捗管理しかしていないところも見受けられるため、新たな部門を作るなど集中的に管理・処理がとれる事務体制を確立し、責任を持つため職責として対応させる。人員的に問題があれば事務所から期間を定めて応援依頼し集中的に対応する。	年金記録問題は組織として、大観に沿った記録整備に対するアウトラインが明確にされず、全職員の情報共有化、危機管理の徹底がされない微弱な組織体制が問題だったと認識しています。恥ずかしい話、年金記録問題が存続していたのは平成9年の基番導入時にこれでは全員記録統合出来ないと認識していましたが、庁としても一人残らず整理するという指示ではなく、最終的には年金請求時点で解消できると甘い考えを持っていました。	給付課で勤務していたときには必ず氏名索引はしていましたし、適用課在職時にも資格取得時に手帳番号記載漏れには、事業所及び資格取得者に確認をするなど新たな番号を払いださないような対応はしていたつもりでした。しかし、ふたを開けてみると収録されていない記録があったり、加入時や請求時に氏名索引していない職員がいたり、他県では基礎年金番号導入以降も資格取得時に確認もせず番号払い出したりとの話が聞こえてきました。 問題になった以降は、こちらの記録が間違いないという姿勢を改め、お客様の話(職歴等)を充分に聞き、お客様が納得するまで記録確認につとめました。 反省点としては、組織・個人的にも国民の皆様の大切な年金記録を預かっているという認識(周知徹底も含む)が欠けており、マスコミで大きな騒ぎになるまで事の重大さを認識しておらず、組織としてトップダウンの系統に大きなかあったと思うし、公務員特有の事なかれ主義も助長したも
5945	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	生活保護受給のために、福祉事務所などから照会があるが、ほとんどの方が無年金者で、多くの未統合の手番を有しているように感じます。 ケースワーカーなどに協力を得て無年金者の記録整備を進めることは出来ないか、また、脱退手当金の支給などにもつながる可能性があると思います。	保険証の交付を急ぐあまり、年金の加入履歴の確認は事業所も協力的はなかったように思います。当然後に番号の統合の処理が必要になるという認識はありました。 時期は、明確ではありません。	来訪者に対し、未統合手番を発見した際には統合処理を呼びかけ統合処理を行いました。 保険証の発行を伴う処理では、時間をかけて加入履歴を聞き取ることは無理だったと思います。
5946	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りうる限りでは、ありません。	基礎年金番号への登録作業を早急に完了させ、以前の紙台帳やマイクロフィルムとオンラインシステムの記録の確認作業を行う。また被保険者や受給者に対しての年金記録に関するお知らせを継続して行うべきだと思います。	基礎年金番号に登録されていない、国民年金と厚生年金の番号については、いずれ問題になるのではないか、と入庁した当初より感じておりました。	同一人と確認できれば、そのつど基礎年金番号への登録作業を積極的に行っておりましたが、やはり現在のような年金特別便や年金定期便のように、以前より年金記録のお知らせを行っておくべきであったと思います。 平成9年の基礎年金番号導入以来、この問題を今のように国をあげて解決させようとしなかったことが、反省点として挙げられます。
5947	本庁	その他(本庁)	とくにありません。 採用が平成18年4月なので、昔のことはあまりわからないです。	私は今、再裁定を担当していますので、処理件数をあげることを日々考えています。 予算的に厳しいと思いますが、もっと職員を増やすべきだと思います。	テレビや新聞等で取り上げられるようになってから、年金記録問題の大きさに気づきました。 それまでは、記録が統合されていない場合があるので、裁定請求時にはしっかり確認すればいいのかと思っていました。	記録問題が起こってからは、相談者の対場に立ってなんとか記録を見つけようという気になりました。 過去の記録管理の甘さが反省点ではないでしょうか。
5948	本庁	その他(本庁)	特にありません。	派遣のように知識のない人を雇い人数ばかりそろえてもなかなか進まないので退職した方等、知識のある人を雇うために積極的に動く必要があると思います。	私が社会保険の職場に入る前におこったことだが、記録がおかしくなっている方たちがたくさんいるため現在この職場に勤めている私たちが責任を持って解決していかなくてはならない問題だと思っています。 この問題はニュース等でとりあげられるようになって知りました。	私は直接お客様と接する職場にいなかったので、問題がわかってからはいろいろな支援を行ってきました。 忙しい事務所や休日の窓口への支援、知識のある人が記録問題解決のため長期出張で出かけているときその人の代わりとして仕事をして、その後期間調査のチームの一員となり記録を確認し、再裁定をするため東京にきました。 問題発覚後に特別便等送付して、窓口が混雑し提出される届けが増えることはわかっていたはずなのに、対策をとるのが遅すぎたため、非常にたくさんの方たちに待っていただくことになって
5949	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	事務所等窓口で受付・審査・裁定・給付・通知まで全てを行なうことにより、意識改革を行なう。	直接記録に関する部署にいなかったため、報道等で知りえた情報しかありません。	個人的な対応については、直接的に携わる場にいなかったため特に対応はしておりません。 反省点としては、(7)で答えたとおり窓口での審査のまずさ、意識が足りなかったのではという認識です。 一方で、今だからシステム的に記録が管理されていますが、昔は紙ベースであり、その当時本当に何十年も記録を管理できる時代であったのか疑問です。 当然管理できて当たり前なのでしょうが、記録管理するには、1箇所(社会保険庁)だけではなく何箇所(市町村・企業)かで管理するなど何らかの方策を講じておくべきだったのではと思います。
5950	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に無し	紙台帳とオンライン記録の突合等、現行及び今後予定されている対策を進めていく。	当初は、年金裁定が請求主義であることから、本人が請求時に本人が申し出なかった記録のことを問題にしているのではないかと考えていたが、次第に、長期給付ゆえに請求主義自体に問題があり、かつ、記録管理に対する認識の甘さがあるのではないかと認識するに至った。 マスコミが、「消えた5千万件」等と報道を始めた時期。	ねんきん特別便にかかる事務所支援や、記録整備の支援に積極的に対応。 裁定時に本人から申し出させればよいという安易な考え方、記録管理軽視、現場実務の軽視が反省点として挙げられると思料する。
5951	本庁	その他(本庁)	特にありません	過去の記録については全ての記録を結びつけるのは不可能だと思う。 その当時、事業主が故意に誤った届出を社会保険事務所にしている可能性等考えるとどこかで期限を切って解決すべきだと思う。 今後についてはこのような事態にならないよう毎年被保険者あて本人記録を送付し、一定期間までに当該記録について異議申し立てしない場合は、その記録については、本人了承ずみ、今後は申し立てがあっても修正しない等の措置をとるべきだと思う。現在の状況をみていると言ったもん勝ちで、正直者が損をする制度であってはならない。 あわせて年金制度・運営全般について国民に周知を図るべき。 学校の授業等にも取り入れるべき。	今回の記録問題については基礎年金番号導入前の記録について一人が複数の手番をもつような状態で年金制度を運営をしていることがそもそもの誤りだったと思う。その当時に後々問題になることはわかっていたはず。 マスコミでとりあげてたころに知りました。	基本的には今後は同じような事象は発生しないと思われるが、制度を運営していくうえで正確な年金記録を保管するには、国民総背番号のような情報管理に加え、被保険者の方々にも自ら記録のチェックをしていただくようお願いすべき。古い記録になればなるほど情報の質が落ち、記憶からうすれていくもの。後々に問題を残さないようにする体制を確保すべき。
5952	地方庁	その他(社会保険事務所)	それ以上の事は分かりません。	未回収の特別便等、すべての方に電話、戸別訪問等を徹底して行う。また、来所者、電話対応時にも必ず記録の漏れがないか再度確認する。 今後二度と問題を起さない為にも付番処理等行う際は慎重に行う。	平成17年入庁の際より、窓口にて記録統合を行う時、その時は判明出来たので、良いがこのまま漏れてしまった場合、金額含め多大な損害をお客様が被ると考えていました。当時経験浅く、周囲に確認した所、受給手続きの時に行うので問題無いという事を鵜呑みにしていました。 入庁当初より、最後にまとめて手続きを行うという事で、納得行かない部分があり問題を認識しておりましたが、事の重大さがはっきり分かったのは、平成19年の記録問題発覚後です。	記録問題発覚後は、信頼回復及びお客様の損失の回復の為、当時国民年金課に在籍でしたが、勤務時間内は窓口、電話対応を最優先と考え、対処し、通常の事務処理は時間外に行う等、積極的に対応を行ったと思います。 反省点としては、問題を後手後手にし、その時の対応を怠った事にあると、思います。
5953	地方庁	社会保険事務所課長級以上		一人ずつが意識して、取り組むひつようがありますが、一般業務を持ちながらは、無理があります。 プロジェクトチームを設けその、業務だけする担当がいたほうがいいかと思います。	マスコミで取り上げられて知りました。	窓口対応では、1件でも多く解消されるよう、対応に心がけた。 また、この間、提起されたさまざまな業務に対し、その都度、積極的には取り組んできました。 しかし、一般業務をしながらでは、なかなか、進みません。 事務所には来客者の来訪が多くなり、それに振り回され、だからといって、一般業務はおろそかなにできない。 そのうち、特別便やら、旧台など、次から次へと業務がおろされてきて、事務所で通常業務しながらでは、限界が、あったと思います。 事務所で行うなら、プロジェクトチームを事務所の中にも置き、通常業務はせず、それだけを行う担当を作るほうが、効率的だったのではと、おもいます。
5954	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	知りません。	全職員一丸となって、強い意欲と使命感を持って一人ひとりの国民の方へ説明する。 市町村において把握している、介護情報、国保情報、税情報、生活情報の提供を受け、最後の一人ひとりまで、通知等による連絡を行い、その後回答なし者へ面談による説明を果たすべきではないか。	過去の古い被保険者記録の管理について公表され、初めて記録の管理の方法を理解した。 過去に、厚生年金保険被保険者記録の自己リストなどの作業を行ったので整理されたと判断していた。 また、国民年金については、市町村も事務所も手作業による消しこみ作業を行っていたので、消しこみ後の確認作業は行っておらず誤表示は可能性として存在するのではないか。ただ、これを防止すべく市町村との記録突合を行ったので安心と思っていた。	今回の記録問題を真摯に受け止め、的確な記録管理を行うよう、強い使命感を持って業務にあたりたい。 国民の皆様から預かっている大切な記録だという責任感が欠如していたのではないかと深く反省し、国民の皆様の信頼確保に向け努力したい。
5955	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成4年に厚生年金の加入期間照会の担当についた時に知りました。被保険者が転職をしたり、婚姻等により氏名変更をした場合に複数の手帳記号番号に記録が分かれてしまい、本人の年金受給に影響が出てしまうという認識でおりました。また、オンライン上の厚生年金の記録自体に不備があり、台帳と相違していることも少なくないという問題も認識しておりました。	その時点での業務の進め方に則り、被保険者より照会があったものを調査し、記録の整備を行い回答する、という業務をしておりました。当時は、年金受給の手続きの際に、記録漏れ等が判明し調査するというケースが多く、現在のようなねんきん特別便や定期便などもなく、多くの被保険者には自分の加入記録の確認についての周知があまりされていなかったのが反省点だと思

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5956	地方庁	社会保険事務所長	問題になっていること以外は知りません。	一件一件本人へ確認ずるという地道な作業以外に解決策はないのではないかと考えています。	基礎年金制度が創設されるまでは、厚生年金保険被保険者については、制度創設時から事業所を替わるたびに新たな手帳番号を取得するケースや偽った年齢で採用されるケースが多く見受けられた。また、国民年金被保険者に関しても、住居が変わるたびに新たな手帳番号を取得するケースが多く見られたため、年金請求時に漏れることが多くあるのではないかと感じていた。これらを解消するため、基礎年金番号が導入されたが、平成9年以後の統合に向けた取り組み結果が報告されるたびに、この問題の難しさや根深さを感じた。	基礎年金番号が導入された以降に統合への取り組みが10年ぐらいのスパンで行われたわけですが、その時に大々的な取り組み(広報等)を行い、ある程度整理しておけばこのような大きな問題になっていなかったのではないかと感じている。この問題については、一職員として、統合を促進するために分かりやすい通知等にする必要性を会議等で訴えたのみに終ったことを反省しています。
5957	地方庁	社会保険事務所長	ありません。	費用がかかるといわれていた「ねんきん特別便」ですが、記録解明には一定の効果がありました。今後は未到達の方への多岐にわたる働きかけが重要かと思われます。特に名寄せ特別便の方については、記録に結びつく可能性が非常に高いわけですから、名古屋市での取り組みを是非全国の市町村にお願いしたいと思います。個人情報保護条例を理由に二の足を踏む市町村もあるかと思いますが、ご本人の益になることですので、保護条例の除外規定を適用し、対象となる全市町村が取り組んでいただくことを要望します。	私の採用時(昭和47年)には、原票による記録管理を行っており、業務センターでの記録収録のために、原票上部の記載欄が漸次になると、切り取り、カードとして進達しておりました。また、昭和60年代前半まで続いた紙台帳からコンピュータへの収録にあたってもミスを少なくして進達しようと取り組んでいたことから、特に記録問題として認識をしていたわけではありませんでした。コンピュータのない時代、コンピュータ導入後、その時代時代に最善の事務処理を行っていたものと考えます。このため5千万件の数字を聞いて、初めて重大さを認識した次第です。	年金制度自体が国民の皆様に認知されていない時代ではあったものの、制度ごとに別の番号で記録管理をしていたということが一つの要因であったと思われます。反省点としては、上記のような要因があったにもかかわらず、厚生年金・国民年金の資格所得の際に従前の職歴確認の不足がありました。その根底には、後で、ご本人の申出によりいつでも番号重複を整理できるという意識があったと思います。また、昭和60年代前半までの記録収録の際の処理方法が適切だったのかということも思います。
5958	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		国民からの信頼を得るためには、5000万件の処理結果を公表しないといけないと思う。最終的には不明分もあると思うので、不明分○○件と公表し国民に謝罪すべきと思う。	平成19年2月	5000万件という数字が公表されたので、長期になるだろうが最終的には処理結果を示さないといけないと思った。 基礎年金番号が導入されたとき全ての手善の統合をすべきであった。
5959	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	知りません。	最後の一件まで調べるのであれば、台帳等との突合しかない。 ただし国民年金については、新年金制度以降、厚生年金加入履歴等に合わせて資格記録等を訂正していますので、市町村保管の台帳が正しいとは限らない。	年金制度の信頼を失うものと認識していた。 氏名が正しく収録されていないことは以前からしっていたが、オンライン記録に収録されていない記録があることは最近知った。(ここ2～3年)	オンライン切替時において、氏名を正しく収録しなかったことが原因であり、その当時手間がかかるにしても、事業所等から正しい氏名(フリナガナ)を届出してもらい収録すべきであった。
5960	本庁	その他(本庁)			国民年金の納付記録が漏れているということは、入庁時の事務所で国民年金業務課にいた時にすぐ知りました。お客様が国民年金保険料領収証を保管しているにもかかわらず、WM上に反映されていないという事例がしばしばあり、問題であると入庁時(平成14年)ころより認識しており	お客様の立場にたって説明をし、領収証書がある場合、納付記録の訂正で対応しました。領収証書がない場合は上司に相談しました。組織として年金記録や個人情報の管理方法についての充分な研修をしたり、第三者委員会のような機関を早めに設置できればよかったと思います。
5961	地方庁	社会保険事務所長	○本庁が公表していること以外に知っている事項はありません	○記録の整備や作業体制が確立される中で、作業に当たることが出来なかったため、作業や事務において二度手間となるケースが多々あったため、効率的に作業が進捗するよう改善を願いたい ○国民の皆様が分かり易く回答していただけるよう、更にご案内の仕方を改善していただきたい	○過去からの記録等の事務処理及び管理体制に不適切な面が積み重なりこれほど多くの記録が未統合となっていたことは問題が発覚するまで知らず、国民の皆様の年金受給額に多大な影響を及ぼすため一刻も早く記録を適正に整備しなければならないと認識している	○鈴力を挙げて問題の早期解決に対処するよう職員を指導し、自身も作業に携わっている 誤った事務処理を未然に防ぐよう通知、マニュアルに基づいた適切な事務が執行できるよう指導に努めている ○記録が必ず遅動し適切に管理されるための制度運用、手続き、事務処理、管理体制に不備があった ○あらゆる面において、組織内部の牽制体制が不十分であった ○延滞金及び標準報酬等の問題は、決裁行為、監査機能が全く働いていなかった
5962	本庁	その他(社会保険事務所)			国民の信頼を裏切った大変大きな問題であり、過去の仕事の杜撰さにあきれ果てた。 新聞報道で知った。	信頼を回復するために一人一人のお客様に、満足していただけるように対応した。 制度自体が複雑すぎる。そして、そのことに対する広報活動をきっちり行ってこず。また、問題が起こってから対応するという受身の姿勢がいけなかった。
5963	地方庁	社会保険事務所長	国民年金の記録に関し、紙台帳から機械化する過程で、事務所ではさん孔タイプによる紙テープの進達を行っていましたが、処理後の点検については、現代のような処理結果リスト的なものはなく、2度打ちにより対応していましたが、小さな事務所について専門業務として非常勤職員が一人のみで、正規職員でさん孔タイプをできるものがいなかったことと、さん孔タイプ業務を正規職員が行うというつくりはなかったので、自分で処理していたものを自分で点検する方法で、点検が不十分であったと思います。	現在行っていますマイクロの記録と登録されているコンピューター記録との照合によりある程度整備されるものと思います。	自分も含め全体的に年金記録に対する意識が低かったと思います。担当はしていませんでしたが、当時、毎月「疑重複リスト」送付されてきており、その補正業務を実施し続けることにより、記録が整備されていくものと思っていました。 又、「鉄定主義」と言われていますが、年金の請求手続きの際に職歴と記録を照合することにより整備されていくと言われていたことを、当時、あまり疑問を持たずにおりましたが、氏名索引等による調査を行うにしても基のデータが整備されていないなど、基本的なことが進んでいなかったことは、全体的に意識が不足していたことを表しているかと思います。 年金記録問題の概要を知ったのは、マスコミ等での報道による時期と重なります。	一つ一つ丁寧に調査及び回答を実施したいと思っておりますが、課題と量が多く、特に時間が足りません。 以前の手作業の時代にはできなかったことが、現代社会の中での技術の進歩により、今だからできると言うこともあります。多くの反省点はありますが、将来の後世代のため、しっかりとした記録管理を行っていく仕組みを作ること、しっかりとした運営をし続けることが重要なことと思っています。
5964	本庁	その他(本庁)	ノ	届書の記入不備に対する適用事業所への指導の徹底(何かしらのペナルティ)を課す一方で、届書様式の簡素化、個人の基礎年金番号の特定できるようにデータベース及び検索システムを強化すること。	由々しき問題と認識。報道にて問題の存在を知った。	1人でも多く、そして早く統合できるようサービス残業を厭わず記録整備業務に従事した。 今後については、職員一人一人が年金記録の重要性を再認識すると共に、事務所に一方的な指導(指示)をするのではなく、業務並に見合った人員体制(職員に楽をさせるようなものでなく実情に見合った)を整備し、各届書の処理を正確に行えるようにした上で、組織として出来る事と出来ないことをはっきり打ち出していくこと。
5965	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	・窓口等での正確な職歴の聴取	・年金記録問題に対する認識は、今回の問題がわかるまで認識はなかった ・未入力の台帳があったことは、今回の問題の発覚で初めて知った。	・基礎年金番号導入時に、重複手善の調査を行った時にもっと積極的な調査を行っていればここまで大きな問題にならなかったと思う。 ・オンライン切り替え時に、カセット記録を取り込まずに放置していたこと。 ・オンライン導入時に、現在のような検索システム(あいまい検索)を構築していなかったこと。
5966	地方庁	その他(社会保険事務局)			厚生年金記録に関して名前など個人記録は会社からのお届けだけであったため、お届け誤り訂正が何件かあった。 資格記録の内容は、お客様から照会があった場合を除き、事業所ご担当者様が決定内容を連絡することとなっているが、事業所の方が国で管理している情報と突合せず管理している情報をお客様に伝えるケースがほとんどであったため、国と事業所の記録誤りがあってもお客様が気がつかないままになってしまうのではないかと思っていた。 これは適用関係の仕事をしていたときから気になっていた。	年金裁定受付時お客様には記録が正しいか十分確認してもらうようにしていたが混雑時等、お客様がお持ちの他のお客様を気にされてあいまいなまま相違ないとして請求書を提出されたのではないかと思われるケースも多々あった。 定期便のように1年に一度お客様に確認していただくことをしていればよかったと思った。多少コストはかかることではあるが今の記録問題にかかっているコストと比べれば安上がりだったと思う。
5967	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ございません。	マンパワーを導入して記録確認を行うことと、記録管理システムの改善が必要と考えます。	将来の年金の影響が出る大変重大な問題であり、起してはならない問題と認識しておりました。問題が存在するというよりは、問題を意識したのは平成18年頃だと思います。	お客様からの相談があった時には、お客さまの立場になって丁寧な対応を心がけました。 制度に歴史があり、当時の事務処理には限界もあったとはおもいますが、電算化するにおいてエラーや不備記録の追跡等をもっとやっていればよかったと思います。 職員のコンプライアンス意識不足もあると考えます。
5968	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	なし		①記録の管理は、社会保険庁業務センターで行っており、宙に浮いた記録が膨大にあるという認識はなかった。この一連の記録問題が明らかになる中で知った。 ②ただし、年金請求時に複数枚の手帳を持参している方はいたので、会社を替わる都度新たな年金手帳を取得しているケースがあることは知っていた。 特に、北海道は季節的労務者が多く、冬期間は失業し春から働く方も多いため、これほど年金に関心のない時代では、働く方も年金手帳に対する認識も高くなく、また働き出しても新たに年金手帳を取得していたと思います。 また、事業所でも以前に働いた時に、年金手帳がないかどうかの確認はそれほど厳密にされていなかった。 ③他にも、結婚するため退職され、その後氏名変更届を提出するということは、一般的にされていなかった。再就職したときに届ける、あるいは年金請求時に行えば良いということだったと思う。 ④これらを統合するために、基礎年金番号になり、ほかに手帳番号がないか注意喚起していたと思う。	(当時の対応) ①事業所からの資格取得届で、年金に加入したことがないという場合は、年齢から推測し既に手帳番号があると考えられるケースでは、事業所に確認し重複交付のないように確認を行った。 ②年金相談等では、複数枚手帳を持ってきた場合や、旧姓のままの手帳を持っている場合、また、生年月日が相違している場合などは、その場で手続きをお願いした。 ③事業所説明会でも、重複して手帳を取得しないよう説明していた。 (反省点) ①年金制度は複雑であり、また制度が変わるたびに手続きが必要なため十分理解されないと手続きがもれることもありえた。退職時に国民健康保険加入手続きと同時に国民年金に加入できるなど、手続きを簡素化できれば良いのではないでしょうか。 ②当時は、年金記録は管理されており、年金請求までに統合されれば年金額に影響がないと考えていたと思う。戸籍、住民票等と連動し、氏名変更・住所変更ができるなど、1箇所で手続きすると連動するシステムであれば良いのではないでしょうか。
5969	地方庁	社会保険事務所長	ありません。	(6)がないためこちらもなし。	在籍がH21からのため、特別便等のからみのみ認識。	厚生年金: 書類をとる時の添付書類がほとんどいらないため、確認する手段がほとんどないこと。 (理由:パソコンができて、検索できるようになる前は、なおのことですが、住所などの管理に関しては、今もかなり問題ありと考えます。会社からの届が住民票からずれていることがそれなりにあるようです。) 国民年金:記録の管理を市町村に残したままにすべきであった。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5970	地方庁	その他(社会保険事務所)		今まで歩んできた年金の歴史があり、なお、年金受給している方々年金を納付している方々がいらっしゃいます。 複雑な年金制度だという事は、現場にいながらにして思う面は、国民の皆様よりも強いです。 ただ、ひとつひとつを解決していくことでないと、明日から大丈夫な状態です、ということは無理です。なお、過剰にあれもこれも調査してあげく訂正したことさえも、煩雑な事務処理により誤りが出ては、もともこうもありません。 それほど、年金記録問題というのは、深く・そして煩雑管理だったものと思われます。 方策は、解決に向け時間と人員をいただき真摯に努めていくしかないのでないか？今までが無かったことにはならないわけですので。	基礎年金番号化が平成9年1月1日に始まり、そのときに業務(適用)にいましたが、この制度の重要性をどのくらい理解し進めようとしていたか？現場にいながら、統合処理の責任を感じました。 それから、記録の滑落やなどが見受けられ、始めて今でいう記録問題というもを実感したときでした。	基礎年金番号化の際、一番安易に考えていたのは、始めた社保庁のような気がします。その際にもっと、事の重要性に気づき、そして、もっと早くにこのような記録問題に発展していったのではなかったか？と思います。 統合作業には、慎重な対応をしました。 国民の皆様の記録をあずかる上で、国民の皆様にたいする周知徹底すらおこたり、申請主義を貫くことをしたことも反省点と思われます。
5971	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	・時間をかけて、漏れのない調査確認作業を続けていく事しかないと思う。	・個人が自身の記録に対して、しっかりした記憶と、制度に対する認識を持っていただき、種別切り替え時や、年金受給請求時に手続きを取っていただければ、解決できる問題だと思っていた。 ・平成16年度	・分散された個人の記録を特別便や、年金期間調査などで、確認・統合処理を行い、一人ひとつの手帳番号化を完全実施できれば、問題解決が進むと考えていた。 ・事業所・事業主・個人に対して、年金制度の周知不足。 ・記録・データ不足、個人の記録に関わることは、国において知りえる範囲が限られてしまったこと(個人情報保護法、地方との連携不足)が原因のひとつとも思う。また、厚生年金・国民年金の二制度をそれどれの取扱で処理するのでなく、統合して取扱ったほうが良かったかと思う。
5972	地方庁	社会保険事務所長	もうないのではと思っています。	年金記録問題は、年金制度の信用を失墜させましたが、解決を急ぐばかりに調査が時間に追われきめ細やかにできず半端に終えざるを得ない状況になっては、またかということになってしまいます。解決は早期にすべきですが、時間を掛けてでもこの方の記録を探し出すという姿勢で臨みたいと思っています。そうすることが、もし見つからなかった場合でも、これだけ調査をやってもらったんだから納得していただけるのかな、と思います。また、信用の回復につながるのではと	基礎年金番号制度発足時に未統合手番がそれなりにあるのかなと思っていましたが、これほどの件数や規模で存在するものとは思ってもいませんでした。また、それ以外のいろんな問題が起きていたこともこのたびの記録問題報道で知った次第です。	ただ、ひたすらに皆様の記録に確認に応えていくしかありません。。しかし、一気に一億人以上のこれだけの記録問題を解決することは不可能です。適切な情報のお知らせをしていただき、照会調査件数を抑え、年金知識や経験のあり者を使って時間もかけてやらせていただくべきではないかと思います。 反省点としては、記録管理の方法に問題があったこととオンライン切替時のチェックの徹底や多
5973	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	既に死亡した人や記録が判明することにより年金額が少なくなるなど不利になってしまう人がいることを考えると、現在未統合の記録をすべてなくすということは不可能であると思います。 全て統合する以外にこの問題を解決とするには、期間調査が提出されているものに対して徹底的に調査をして、その結果に納得していただくことと、今も行われていますがご本人のものと疑わしい記録があれば、庁の側からご本人に対して照会をしていくことが必要と思います。	未統合の記録が5000万件ある、氏名が登録されていない記録が多数ある、という報道がされるまで、この問題を認識できていませんでした。 機械上で氏名、生年月日から検索を行えば、加入していた記録は必ず判明すると信じていたため、この報道がされたときはとても驚きました。 未統合の記録があるということは、保険料を負担した分に対して正当な給付が行われていないということになりますので、特に年金受給権者の方、近々受給される方に関しては、年金制度の信頼にかかわる早急に解決しなければならない問題であると認識しています。	請求者、受給権者の方々から記録の照会があった場合、機械上の氏名索引ですぐに記録が判明しなくても、ご本人の申し立てが正しいとの前提により入念に調査を行い、それでも判明しなければ期間調査をお預かりするという対応をとってきました。 この問題についての反省点はまず、記録を紙台帳から機械に登録する際、あまりにも慎重さを欠いていたことが一番大きいと思います。さらに機械上の登録に漏れ、誤りが多いということが伝達されてこなかったため、自身も含め年金請求時など記録統合の機会に適切な対応がとれなかったことを反省しなければならないと考えます。
5974	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	現在の処理体制で遂捗している中で、方策は分かりません。	個人記録の漏れは年金加入期間に不安を煽り、社保庁に対して組織の 怠慢を覚え、強いては年金制度全体に対する不信感を募らせました。 加入期間の漏れは、年金生活者に影響を及ぼし、まして記録統合前の無年金者に対しては生活実態に支障をきたすことに繋がります。 年金相談窓口でお客様の声を直接お聞きして、切実な事と感じられ、辿憾におもいます。 最善策に工夫を凝らし、早期解決に向け職員一丸となり、国民の理解と 信頼に向け進まなければならないと思います。 平成19年初旬頃知りました。	年金窓口にて、すべてのお客様の新・旧氏名索引や事業所名などの索引 により、一刻でも早期の解決に向けています。 平成9年に基礎年金番号の導入時、年金に対する国民の期待感・関心間が薄い中、当時の他手番回答書の未提出が問題を起こす一つの要因にも有っ他と思います。が、その後、事業所・被保険者・受給者に対し他記録などの有無の確認案内通知の怠りが、最大の反省点ではないでしょうか。 今後は、受けではなく、国民に対し多くの広報などを通じて、幅広く周知を 行うことが必要とおもいます。
5975	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ねんきん特別便や定期便の充実をはかるとともに基礎年金番号化されていない今まで払い出されたすべての厚生年金手番や国民年金手番からの突合せも必要と思われる。	マスコミ報道されるようになった頃。 以前に資格照会の担当をしていたことがあるので私自身もショックでした。 事実とは最初は思えませんでした。 事実と認識してからは社会保険の業務に携わる一員として信頼回復に向けて可能な限りの努力をしていかなければと思いました。	私自身は今までもしてきたとおり、仕事に真摯に取り組み、ひとつひとつの 業務を責任をもってこなしていきたいと考えています。 反省点としては、オンライン化導入時や基礎年金番号化導入の際に慎重を期し、より精査する必要があったと考えています。
5976	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道・通知されている情報だけで他のことはわかりません	皆様の要望でどこまで、確認したいのか、説明、理解を求め納得していただくことだと思います。 また、今までの経過でも解決できなければ、最終的な判断は、個々的には無理だと思います。	マスコミの報道で知りました。年金記録問題は複雑な年金制度、法改正、記録集約、業務の引継・確認等人為的な問題だと思います。	窓口・電話等対応については、丁寧に納得、回答していただけるように説明しました。ただ、実際、昔のことで知りえない時代のことについての申し立てには苦慮しました。そのことで、お客様にも納得していただけたのか不安な面もあります。私自身、旧法の年金制度については学習が足りないと反省しています。
5977	地方庁	その他(社会保険事務所)	短期で裁定された遺族年金や障害年金の受給者に古い過去記録が見つかった場合、記録を統合することにより平均標準報酬が下がり、受給額が減額になる場合があり、記録の統合が受給者にとって不利になることがある。	記録を統合する前に受給者へ記録を統合することにより受給額が減額になることを通知し、記録を統合するか否か受給者本人の意思を尊重し、本人が望まない場合は記録を統合しない処理をすることもやむを得ないのではないか。	基礎年金番号以外に他手番があっても年金請求時までに統合処理をすれば大きな問題はないと認識していた。ただし、紙台帳の記録は全てきちんとオンライン化処理されていると思っていたので、オンラインの記録に漏れや誤りがあることはこの問題が騒がれるようになるまでは認識していなかった。	お客様の申し立てが全て正しいわけではないが、一件一件きちんとした対応をしていく必要があると考えている。また、お客様に現役時代から年金についてきちんとした知識を持っていただくためにも、年金裁定処理の時間短縮のためにも基礎年金番号一本に全ての記録を統合しておく必要があることをこの問題によって認識させられた。
5978	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし。	(問にある「この問題」の「この」が、(6)の回答の場合) なし。 (問にある「この問題」の「この」が、年金記録問題をさす場合) 体制の整備、及び、地道な努力	(どのような問題) 裁定請求時に請求書に加入履歴を本人に記入してもらい、それに基づき手番統合等の処置を行い、裁定を行っており、記入された加入履歴と記録が相違していた場合は、本人が記入した加入記録を優先的に扱いながら期間照会等も行っていたため、適切な事務処理を行っていると認識していた。 (いつ頃) 平成17年頃、社会保険事務所の年金給付に配属となったとき。	(対応) 本人の申出内容に沿った手番が見つかるよう、氏名索引、職歴照会等を入念に行い、本人の意向があれば期間照会を受け付けるなどの対応を行っており、また、年番の記録に不自然な空白期間がある場合などは本人に再度確認を行うなどの対応を行っていた。 (反省点) コンピュータ上の記録や、台帳に不備なものが大量にあるとは思っていなかったため、期間照会で記録が判明しなかったなどの事例があった可能性に思い至らなかった。
5979	本庁	その他(本庁)	情報はマスコミ等から知ることが多く、特にありません。	問題の要因となっているOBを安く活用する。	マスコミ報道等で知った。 氏名検索等の機能と、本人の年金請求時点までの確認により 解決すると思っていた。	事務所の年金給付課所属時は、窓口等でのお客様対応において、 記録確認を進めることで、新規裁定時の記録もれを防止した。 反省点は、記録の不備や収録もれなど記録問題の根の深さを知らずにいたことで、積極的な対応ができなかったことです。
5980	地方庁	その他(社会保険事務所)			入社したとき、未統合の年金記録があるが、年金受給年齢に到達するまでに統合されれば問題ないと教えられました。 未統合のいわゆる手番記録は、存在するのが当然で判明した時点で統合すればいい、年金受給に間に合えばいいとゆう程度に思っていました。	今までは、本人が照会、申し出してくるのを待つとゆう姿勢だったと思いますが、年金記録問題が判明してから、照会がなくても積極的にこちらから、お客様へ照会や記録問題について説明してきました。 また、この未統合記録問題については、社会保険組織の体制、職員の未統合年金記録に対する長年の軽視が反省点として挙げられるかと思います。 ただ、末端の事務所の職員では、未統合記録がどの程度あり誰に照会したらいいのかなど本人からの申し出がない限り、職員でも何も出来ないので、基礎年金番号導入時に組織全体で未統合記録について社会保険庁から全国の事務所へ情報を下ろし、全職員で手番の統合にこちら側から着手すべきだったと思います。 あるいは、紙台帳の記録を機械に登録する際も同様に記録の整理確認を徹底するべきだったと思います。 また私自身も含め、職員一人一人の問題意識の低さも反省するべき点だと思います。
5981	地方庁	その他(社会保険事務所)	事業所へ常勤で採用された年月日と、厚生年金保険の資格取得年月日は事業所で社会保険では認められていない試用期間を終えてからの届出があり、本人の記憶と社会保険庁の管理している記録とが相違しているケースが過去に遡るほど存在件数が多いと思われます。	ペーパー対応の時代では、労働記録等の突合せができたとしても加入要件の相違があり、困難であると思います。今後については、事業主に対し、広報を充実し、事業主の適正な届出の義務を理解させることが必要だと考えます。	紙台帳の時代には主に、健保業務に携わっていましたが、複数の手帳交付を受け、通算して掛けていない方がこれだけ多くいるとは、認識できませんでした。 また、採用された頃は老齢年金を請求する際に過去記録を確認したうえで裁定される旨を聞いていたので、そういうものなのかな程度の認識しかありませんでした。今回の記録問題がとり立たされた平成18年頃に、大変な記録確認作業の対応が始まると認識したと思います。	来訪者には、事細かく耳を傾け、照会文書の作成を行ったり、照会内容に対し、できる限りの調査を行ってきたつもりです。ただ、1件1件に費やす時間と限られた職員の数での両立は難しく、結果として又以降は休日にも毎週のごとく出勤し調査及び回答の対応を行ってきたのが現状です。各県、各所の体制がどうであったかは分かりませんが調査にかかる時間と量の多さから、人手を増やしてほしいと思いました。
5982	地方庁	社会保険事務所長	ありません。	現在、私たちが取り組んでいる方法、「特別便」「定期便」等によるお知らせに対する本人様からの申し出と、旧台帳との突合せ等による管理記録の再確認という双方向の確認行為による方法が最善と考えます。	年金記録問題は、その人の財産権、生活権を不当に侵害している事象であると受け止めました。記録管理が正しく行われていれば、また違った生活や人生があったかと思えど、本当に申し訳なく感じます。 記録問題の認識は、いわゆる「5千万件」報道のあたりからだと思います。	記録の不備を申し出ておられる方については、その方の立場になって(自分自身の立場に置き換えて)考えることにより、お申し出内容の「重み」を感じるようにしています。
5983	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	未統合の記録については、特別便、定期便での取り組みを継続する。 一方、過去の当時の記録の誤り、届出誤りによるものについての特定は困難と思われます。	基礎年金番号制度が導入された当時、未統合手番がある場合は、届け出るよう広報されていた。また、会社や個人から複数の手帳を持っている旨の相談があった場合は届け出ていただき、統合処理を行っていたので、随時整理が進められている印象があり、最終的に年金請求時に記録が統合されていれば問題ないものと認識していた。	通常業務のなかでの対応。(複数の手帳を持っているとの相談には、届出のうえ統合するよう回答する等) 年金請求時に統合されれば問題ないとの認識が最大のポイントであると思う。 このことにより、基礎年金番号導入時の未統合記録の統合の計画の不足、広報の不足に繋がったものと考えます。
5984	地方庁	その他(社会保険事務局)			複数の年金番号を持つ人がいて、記録統合が済んでいないことを、消えた年金等とマスコミが騒いで、年金に対する不安が拡がった。 知ったのは2年程前です。	制度の一元化を急ぎ、記録統合を確実に実施すべきだと思います。
5985	地方庁	その他(社会保険事務局)		一件一件事例が違うため一律に解決するのではなく地道に解決していかなければと思う。	年金記録問題が起こる前に未統合記録についても統合していくべきと認識していたがまさかこんなにあるとは思わなかった。報道とともに標準報酬の問題も初めて知りました。	窓口、戸別訪問時そして電話対応で一件づつでも解決する気持ちで対応を行った。記録問題については、記録管理が適正に行われてこそ迅速・適正な給付が行われるのでお客さまに対してご自身の記録を認識してもらうとともに、記録管理そしてシステムによる不正防止が必要であると

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
5986	地方庁	社会保険事務所課長級以上			1人で年番をいくつも持っている人がいる事は知っていたが、遅くても年金請求時に統合すれば良いと思っていた。 また、自分の職歴は、本人が覚えているものとも思っていた。 しかし、今回、多くの年金受給者の記録漏れがあった事を知った。	年金請求時や年番統合時に、本人の職歴を確認をした。 反省点としては、本人が事業所名を覚えていなかった場合、こちらから言うことができず、本人に思い出してもらわなければ統合できなかった事だと思う。 現在は、事業所名を言って、本人が思い出すこともある。逆に思い出せないこともあるが、以前よりは、記録漏れの解消になっていると思う。
5987	地方庁	その他(社会保険事務所)			未統合の記録があることは、知っていたがどれだけの規模かは、問題になるまでしらなかった。ただ、制度的にかなりの数が発生しているのは仕方ないので、年金請求時にきっちり確認を行って記録漏れが起こらないようにしていると思っていた。知ったのは、2年程前だと思う。	年金請求の際には、本人確認はもちろんのこと、できる限り調査をして年金請求を受け付けるようにした。 問題点は、年金請求時までゆっくり記録統合していけば良いという体制だったことと、期間照会の調査自体が今のようなきっちりした体制ではなかった点だと考えられる。
5988	地方庁	その他(社会保険事務所)	最近准職員採用されたばかりなので、特にありません。	同上	同上	同上
5989	本庁	その他(本庁)	特にありません。	(6)に対する設問なのかどうかが不明ですが…、手番の持ち主探しのことであれば、現在の名寄せ作業や紙台帳の整理、疑いのある方への戸別訪問など、地道な作業以外に近道はないように思います。	本来受け取ることのできる額よりも小額の年金を受給している方がいるということ。年金の未払いがあり、当事者に対し損害を与えている(与えてきた)という認識です。 またこのような事象が生じうると知ったのは入庁した平成13年頃で、その3年ほど後、年金給付課に配属されてから、お客様に対しての疑重複手番の確認がどれほど重要であるのか気付きました。	以前は未統合手番の情報は教示してはならない取り扱いでしたので、職員の多くはなりすましを避ける方に重きをおいていたように感じますし、これも未統合の記録が増えた一因(反省点)であると思います。 (被保険者が手帳を紛失するのも要因のひとつ、という声も中にはありますが、お預かりしている記録の管理責任をお客様の過失とすりかえるような感じがし、どうも賛同しかねます) 私の対応としましては、何県に住んでいたか、何歳頃は何をしていたか、どのような業種に携わっていたか、同僚の名前は、など外堀から記憶をたぐりよせ、自然と会社名を思い出していただくよう心がけてきました。 また、「ほかに厚生年金などかけていませんでしたか？」ではなく「ほかにお勤めだったことはありませんか？」と質問するよう心がけています。(中には大変謙虚な方がおられて、「仕事はしていたけど厚生年金をかけていたかどうか自信がないので特に何も言わなかった」というケースも
5990	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	存じ上げておりません。	「世間一般に知られていない問題」を存じ上げておりませんので、ここでの回答は、ございません。	とても大きな問題であると認識しました。組織として、全力で取り組んで解明していかなければならないと考えておりますし、現在も解明に向け全力で取り組んでおります。 そのような問題は、各通知やマスコミの報道等で知りました。	何でこんなことになってしまったのだろうか、という悔しい思いと大変申し訳ない気持ちで一杯です。 一人一人の記録の解明に全力で誠心誠意今までも取り組んで来ましたし、今後も取り組んでいきたいと考えております。 反省点は、あくまで推測ですが、取扱基準・取扱要領等による事務処理の周知徹底ができていなかった点であると考えます。 今後は、取扱基準・取扱要領(マニュアル)等の精度を高め、統一的な事務処理の周知徹底を
5991	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に知りません。	①情報公開を徹底して、進捗状況をタイムリーに公表していくことが重要だと思います。 ②平均的な調査期間を過ぎても回答に至っていない場合には、お詫び状と現在調査中である旨のお知らせ(事務所又はセンター受付日を要記載)を送付するだけでも当方の誠意と安心感を持っていただけると思います。 ③フォローアップを徹底していくことが必要だと思います。事務局がなくなる22年1月以降、進捗管理を把握して適切な措置を検討していくところが身近になく、年金事務所も相当不安があります。お客様へのフォローアップだけではなく、組織のフォローアップ(いわゆるバックアップ)も必要です。 ④期間を定めて実施していくことは大切だと思いますが、無理なスケジュールでは調査が不十分になる可能性が疑われるため、実施に見合った人工を確保しなければならないと思います。そのうえで、職員が一丸となって取り組む認識を改めて持つ必要があると思います。	非常に重要な課題であり、問題は非常に大きいと思っています。 いわゆる5000万件の報道がなされて、等の大きさを知りました。	①事務局職員が事務所へ支援すべきであると、まずは人的支援の必要性を訴えました。 ②報告関係については、内容が重複しているようなものについては、統一化を図るための上申を行ったり、パソコンで簡素化できるものについては、事務所支援の一環としてシステム構築に取り組み、年金記録問題に費やせる時間を作るための工夫をしました。 ③特別便調査の事務所支援については積極的に取り組みました。 反省点について ①組織全体として、コンプライアンスの欠如があったと思います。組織としてコンプライアンスの研修を行い、二度と同じ過ちがないようにしていく取り組みが必要と考えます。 ②事務局として、もっと早く事務所支援をしていれば、県として今のような状態にはならなかったのではないかと思います。苦情対応などは、初期対応によって結果が変わってくるため、タイムリーに対応できる組織に変革していく必要があると思います。
5992	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	人員を増やし、一人ひとり丁寧な対応を行っていくしかないと思われます。	大変重大な過失であり、年金加入者に対し損害賠償を行わなければならないくらいの問題と認識しています。 この問題は新聞等の報道によりはじめて知りました。	現在、年金相談業務を行っておりますが、記録漏れのあるお客様が来所された際は、申し訳ない気持ちで接しており、少しでも早く支払が行われるよう努めています。 年金相談窓口に来所された際に、丁寧な対応(氏名索引、本人からの職歴聴取等の徹底)を行っていなかったことが反省点の一つと思われます。
5993	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	現在も行っているが、担当課の区別なく全員体制でねんきん特別便の処理を行う。ただし、記録照会業務は専門的な知識を必要とするので、核となる専門係も設けての取り組みとすることが必要と思われる。	年金記録問題を認識したのはメディア媒体を通じて5000万件の宙に浮いた手番があると報じられた一報によってであった。原因の一部分ではあるが、老齢年金の請求時に氏名索引をおこない、本人確認を行うものの記憶がない場合は統合処理を行うことができないため、浮いた記録になるとの認識はあったが、そのような記録が5000万件にものぼるとは思いもしなかった。後の報道で旧題帳記録等の一部は氏名索引によって検索することすらできないと知って驚いた。問題の根本は、社会保険庁では職歴申し立てがあって初めて記録調査をおこなうという考え方に問題があったと思われる。条文上老齢年金請求時に申し立てを本人にしてもらうことになっていると思うが、発足当時はそれでなければ対応できなかったとしても、少なくとも平成9年の基礎年金番号導入の際には、申し立て主義の位置づけの中でも積極的に記録管理する方向に転換できた	これまで氏名索引によって本人の記録であろうとおもわれる記録についても会社名そのものをこちらから本人に伝えることはできなかったが、問題の発生によりこちらから会社名を伝えることができるようになったので、それにあわせてできるかぎり本人の記憶を喚起できるよう心がけて窓口、電話等対応した。ただ、ねんきん特別便も場当たり的な対応で、当初はわかりにくい内容であったりと無駄があったと思う。また、社会保険庁で管理していないい共済組合の情報を詳細な説明もなしに表示したことについては余計な混乱をまねくだけであったと思う(一部の情報が表示されなかったり正確な日付が共済通知と異なる)。
5994	地方庁	その他(社会保険事務所)				
5995	地方庁	社会保険事務所長	特になし	スタート時点で5000万件を解決していく作業の中で、本人より申出がないと記録を統合しないこととしているため、本人の記録であるにもかかわらず統合されない記録が残ることとなっている。また、こうした者の把握もWM上できない。とりあえず本人記録が判明した場合は記録を統合し再裁定はしないような仕組みをとるか、その記録が誰の記録である旨の表示をするか等の対策をとれば宙に浮いた記録の解消は進むのではないかと思う。 現状は、記録を回答する際仮計算書(申出書)を送付しているが、返送されない者も多いため、記録は浮いたままとなっている。 今後、旧台帳の突合せをしていく中で、同じような作業がでてくるのではないかと懸念される。	約20年前に記録照会回答の事務をしたことがあり、その際宙に浮いた記録や消えた記録があることを知った。当時は、年金請求時点または本人申出により調査をすることを普通の感覚で行っており、このような事態になるとは想像もしなかった。	当時は、照会件数も一人でできる範囲であったため、記録が見つからない場合は、経験上本当らしいと感じた場合は本人に電話でいろんな聞き取り調査を行い、名簿等で徹底した調査を行えば記録が見つかったケースは多かった。中には、本人が氏名や生年月日を偽って働いていたり、会社の届出誤りと思われるものや事務所の記載誤り(特に、記号番号の誤り)があり、一概に事務所だけが悪いと思わなかった。 この問題の反省点は、一番は年金番号を一つしか払い出さないような仕組みや指導ができていなかったことだと思う。また、基礎年金番号を導入した際に、徹底して照会や調査を行っておくべきだった。
5996	本庁	その他(社会保険事務所)	知りません	紙台帳をすべてコンピューター収録し、提出された特別便の回答もコンピューター収録し、基礎年金番号と手番を突合する。区役所等の住所記録も利用できれば本人確認につながる可能性もあるとおもいます。被保険者、事業主からの情報収集も欠かせないと思います。	基礎年金番号になっていない手番は年金請求時に統合されるものと理解していました。収録されていない紙台帳があるなんてことはしりませんでした。今回の特別便の調査がはじまっていくなかで知りました。国民年金の未納についてもコンピューター化したときに漏れたものがあるとは知りませんでした。	今後、このような問題がおこらないよう基礎年金番号は生涯に一つであることを理解してもらうようにしています。提出された特別便についてはあらゆる可能性を考え調査し、納得のいく回答ができるように心がけています。氏名の読み違い、偽名や生年月日の収録誤り、被保険者が生年月日を偽っていたケースもあるように思えましたので、資格取得の際には身分証明を確認したうえで、事業主の義務として提出していただく方法も必要かと思います。行政側としては決して入力誤りがあってはならないのでチェック機能を十分にもち、事業所との連携を図る必要があるとおもいます。
5997	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		年金制度に加入される度に、番号が払出されている方がいるため将来裁定請求される時に、当時の加入記録が発見されず(氏名、生年月日の入力相違などの理由)年金受給もれの期間が発生する方が存在するのではないか。と思っていました。 平成12年ごろだと思います。	当時は社会保険適用課に所属していましたので、提出された資格取得届に基礎年金番号が未記入であれば、過去の勤務先等を確認のうえ資格取得の入力を行なっていました。 資格取得届を処理する際の確認行為、疑重複処理が徹底されていなかったためと思います。
5998	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	平成3年より社会保険職場に携わり当時は適用課に在籍していました。H9の基礎番施行前でしたので制度毎の番号管理は煩雑と思いました。 例えば、厚生年金保険の加入の届出の資格取得届について再取得の際の番号を誤って国民年金番号を記入されていたり、既に厚年番号を付番されているのにもかかわらず新規取得での届けがされたり、そういう状況に一人のひとが同一制度(特に厚年)で複数の番号をもつことになり正しい統合処理がされないと年金記録として不備になるのではと考えた事を記憶しています。	新規取得にて処理した場合について同一制度で仮に他の番号がある事が判明したら統一処理の申出をしていただくようにとお知らせしました。 結果、基礎番に統合されていない手番が多数あり現在の年金記録問題に起因しているのかもしれません。
5999	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません		採用直後に、基礎年金番号制度が導入されました。自分自身もすでに年金手帳を持っていたため、一人で二つ以上の番号を持ってしまう可能性は認識していました。また、被保険者自身があらゆる場面で届出を行う必要がありますが、自らの経験を省みても、すべての被保険者がその必要性を認識しているとは、到底、思えず、届出漏れは否定できないという認識はありました。	各被保険者が自らの年金記録を知る機会はほとんどないため、年金記録をお知らせすること自体は、以前から必要なことであったであろうと推測しています。しかし、厚生年金保険の被保険者の住所地登録の問題等から、現在とは異なる情勢であったことは間違いないとも思います。 また、記録をお知らせする前には、法律・制度の変遷などもお知らせして、無用な混乱を招かないべきだったし、私自身としても、もっと法制度に熟知していれば、同じ方からの問合せを減らすことはできたであろうと、反省しています。 それに加えて、今後は、批判を恐れずに、被保険者にも事業所にも市区町村にも各保険者にもそれぞれに義務があり、すべてが果たされていないと正しい年金記録を残していくことは難しいのだ、ということを丁寧に・根気よく伝え続けていかなければ、すべてを保険者任せにしてしまう風潮が生まれ、将来、再び、記録問題を繰り返してしまうのではないかと懸念しています。 現状は、ただ、一生懸命に努力するだけです…
6000	本庁	その他(本庁)	なし		なし	
6001	地方庁	その他(社会保険事務所)				
6002	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	職員一人一人の意識改革のみならず、第三者機関による監査も徹底する必要があると考えております。	国民の権利に関わる重大な課題であるとともに、職員の法令遵守の意識が欠如していたと考えております。 なお、そのような問題の事実を知ったのは、平成19年4月頃です。	国民の方の申出を尊重した上で、法令に即した調査・対応を心掛けておりました。 反省点としては、職員の法令遵守の意識の欠如を考えております。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6003	本庁	その他(本庁)	特にありません。	知識のある職員を集めて集中的に処理を行うしかないと思います。	国民の皆様の信頼を裏切る大変なことであり、信頼となるべく取り戻すことができるよう早急に年金記録を整備しなければならないと思いました。 年金記録問題については恥ずかしながら報道されるまで認識していませんでした。	特に年金を受給されているお客様はご高齢なため早急に年金記録の回復処理を行わなければならないと思いました。もちろん受給されいないお客様の記録も確認していかなければならないと思います。年金記録は、お客様にお支払いする年金の元になるものなので、高い意識を持って今後管理していかなければならないと思う。 反省点は職員一同お客様に年金をお支払いするのに元になるものだという意識が完璧ではなかったかもしれません。
6004	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	あまりに終了時期だけを急ぐと調査が杜撰になり、新たな記録問題を発生させることになると危惧します。新組織においては記録調査体制を複数の経験豊かな職員でつくる必要があると思います。	原因は歴史的、構造的、制度的な問題であると思います。持ち主不明の加入記録が5000万件あると国会で取り上げられて初めてしりました。 本来、受給できる年金が支給されないこととなるので生活権の問題であると思います。受給者、被保険者の方々は被害者ではと思います。	窓口におみえになるお客様に対して親切、迅速、正確な対応に努めました。 追加された記録によりできるだけ早く支払できるようにと思っておりおりました。。 再裁定の処理体制の強化があまりにも遅かったと思います。
6005	本庁	その他(本庁)		記録の統合、再裁定等については、職員は各々に与えられた任務を淡々とこなしていくしかないと思います。	厚生年金基金代行返上時の突合せによるミスが判明した頃から危惧していました。年金の仕事に携わった平成16年5月当時からです。	代行返上による記録のミス発覚による未払い、過払いについては、ただひたすらに状況を説明し頭をさげるしかありませんでした。 いま振り返れば氷山の一角に過ぎなかったことに恐ろしさを感じます。 問題意識を感じても、昔の手作業による転記ミスなどの原因であると教えられれば、自分たちにはどうすることもできず、また、「そういうものなのだ」と思い込まされてしまうところに反省が残り
6006	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	わかりません。	年金記録が、正しく整備されずに支給されていたことが問題と認識しました。 問題が取りざたされて、マスコミで騒ぎ出した頃に知りました。	被保険者の協力の下、できるだけ早く記録確認作業をしていきました。 反省点としては、確認作業に時間がかかり、記録統合されても年金支給にも時間がかかり過ぎたところです。
6007	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。		基礎年金番号導入時に記録統合がほぼできているのでないか、と認識していませんでした。 年金問題の存在を知ったのは平成19年5月末です。	一人ひとりに過去の記憶を思い出していただき、できるだけ年金記録に結びつくよう来客者の対応をしました。 基礎年金番号導入時に年金記録の統合ができていれば、5，000万件という数字にはならなかったと思います。(広報がもう少し必要だったのではと思います。)
6008	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません		本人確認のできない番号が5,000万件もあったこと。しかも氏名変更・氏名の読み違いだけではなく、機械化されたときの入力ミスで、現在もかなりの件数が 確認できないこと。 何年か前、ニュースで知りました	とくべつ便等で1件でも多く、不明な件数が少なくなるよう、心がけて検索等々作業をしました。
6009	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	職員数を一時的にでも大幅に増やす。 人口に対する職員の適正な配置。 歳入庁構想しかり行政のスリム化。	報道で知った	国民番背番号制や社会保障番号などの制度を初めから取り入れるべきだったと思います、社会保険の職員としてではなく一市民の考えとしては、役所ごとに届出を出さなければならないことが多すぎるし所得から天引きされる先も多すぎる、この国の行政すべてをスリム化すればよいと思
6010	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	[redacted]とにかく1件でも多く処理をするしかないと思っています。	大変残念なことだと思っています。年金の歴史が長い分、どうしても防げなかったのかなあとも思います。 基礎年金番号制度がスタートした後、基礎年金番号以外の番号調査(過去記録の整備)を担当する部署に配属していた際、問題になるのではないか、と思っていました。	当時、お客様からの回答は、他の年金手帳番号を記入しているケースもあれば、職歴を記載した調査依頼もありました。 しかし、記録の調査は、地方の社会保険事務所で行っていたため、管轄の社会保険事務所を案内するしかなかったのを覚えています。 長い年金の歴史のなかで、その都度、「後で訂正すればいい。」等安易な考えをせず、後で誰がみてもわかるように、個人情報をきちんと管理すべきだったと思います。 また、重要なものを扱っているんだという意識が薄かったのでかないか、とも思います。 そういったことを反省点とし、今以上に、自分の仕事に責任と誇りを持ってやっていきたいと思い
6011	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	いい考えが思い浮かばない。	問題が、表面化して初めて知りました。当時は機械もなくすべて手作業、紙台帳の時代で、たくさんの情報を保有しなければならなかったとはいえ、今、被保険者、受給者、そして職員にも迷惑を掛けている問題だと思う。	とにかく窓口においでお客様に誠意を持って対応をしました。お客様の声に耳を傾け、出来る限りの説明をしました。また、反省点としては、もう少し年金制度を簡単にして、お客様に理解しやすい、職員にとっても説明のしやすいものにすべきだと思います。
6012	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金記録は、被保険者の財産であり、国として運営している限り正しく管理されるべきである。 しかし現実は制度に対する無関心、個人の意識の違い、組織の保険料至上主義により未加入、未納、滞納事業所に対する指導が存在する。 その場しのぎの積み重ねが現在の問題となった。	年金受給者に対しては、説明会、年金相談などで制度に対する理解を求める努力をしていた。 年金制度が複雑であり理解が困難であるのもかかわらず、教育現場での指導がされていない。 年金制度維持のための長期的展望が正しくなされていないため、不信感が拭えない状況であれば、制度改革も必要である。
6013	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	優先度の高い対象の年金記録を集中的に反割し、正当な結果を出すしかないものと考えている。	年金請求時に記録を確認することで、解決できるものと考えていた。 ただ、氏名が入力されていない厚生年金ファイルの存在を国民年金課に 在籍(平成15年4月以降)していたときに知ることとなったが、外部に情報開示することとなった場合はかなりまずいと感じていた。	その時点では、できることとできないことがあるものと考え、できることは全力を尽くした。しかし、個人の力が総体となったところで、すべてを解決できず、組織を あげて解決する道筋を作るまで、時間がかかったことは大いに反省すべき点だ と考えている。
6014	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	もし、標準報酬月額に誤りが有った場合、健康保険の給付額に誤りが生じる可能性が有ると思います。(傷病手当金・出産手当金・埋葬料など)	マイクロフイルムから保険給付があるかどうか確認するより他に無いと思います。	社会保険制度・年金制度を根元から揺るがす問題と感じてました。平成19年4月より年金相談センターに配属されたころです。	お客様が集中するなか、お客様一人一人と綿密にコミュニケーションをとり、ご納得また、ご理解いただくことを考えて対応しました。 この問題は職員一人一人が「お客様の年金記録をお預かりしているんだ。」という意識の欠如によるものと考えます。
6015	地方庁	社会保険事務所課長級以上	旧法の国民年金老齢年金受給者の方で、国民年金被保険者記録と直接する1年未満の厚生年金被保険者記録が判明し、記録を登録・整備することによって国民年金の減額及び返納命が発生するケースが見受けられます。この場合、窓口においてお客様から記録整備についての同意を頂くことが困難な状況にあります。	わかりません。	平成3年から7年間年金相談の現場に居りましたが、その際、窓口相談において、お客様から複数の年金手帳の提示を受けた際に、年金記録に対する個々の意識の違いについて考えさせられました。	基礎年金番号制度の導入により、複数の番号を持つという点については解消されつつありますが、当時は年金手帳の職歴欄に多くの職歴を記載されるのはプライバシーの侵害だと考えるお客様も多く、現場としては手帳記号番号の重複取消届の提出指導及び被保険者記録のお知らせを交付することによって理解を得るように努めたと思います。
6016	地方庁	その他(社会保険事務所)		まだ、不明な記録を公表するぐらいのことがあってもいいように思います。また、マスコミ報道等が過熱して、勤務すれば必ず年金記録があるかのような誤解を招いている部分もあるやにおもわれますので、もっとこちらからも年金加入とはどういうものか、年金の歴史なども広報すべきかと思います。	基礎年金番号が導入された以降、順次統合が行われていると思っていましたので、問題といった認識ではもっていなかったと思います。	このような大きな問題になる以前から、年金請求時等、番号の複重複確認、職歴確認は必ず行うよう意識していました。 以前はこちらから記録の確認のとき具体的な職歴等を申し上げることができず、記録の持ち主ではないかと思われる方に、記録があるかもといった程度の確認しかできず、否定されてしまうとそれ以上確認ができませんでした。成りすましの問題はあったかもしれませんが、このような問題になる前からもっと記録の職歴等具体的な内容をオープンにしておいたほうがよかったのではな
6017	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	正確な調査とできる限りの早急な解決のための人員確保。	過去からの大きな問題。 知ったのはテレビなどで騒がれだしてから。	年金記録問題に対するお客様のご相談へのひとつひとつの丁寧な説明と応対を心がけました。 また、記録問題のための記録確認作業や窓口応援についても、平常業務を工面して行っていました。 過去からにおける年金記録の重要性の認識不足や、いいかげんな記録確認作業、安易な新規
6018	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	人を大量につぎ込んでも、教育には時間がかかるため、もっと人に質を追求する。	過去の事務のやり方、職員の質の問題上起こるべきして起きたものだと思う。 問題を知ったのは約7年前。	地道に確認をして統合するしかない。 職員の質を向上しなければならない。
6019	地方庁	社会保険事務所長		○一日でも早く正常な年金記録にすることは大事なことですが、期限を決めることによって、想定される範囲できめ細かに調査をしていたことができなくなることを危惧します。(完全解決するためには、ある程度の期間が必要と思います。) ○予算の関係にもよりますが、職員は、お客様の申し出に少しでも応えられるように、一生懸命取り組んでおります。その経験とノウハウを最大限に生かしていくため、問題解決まで雇用の継続をすべきであると考えます	○基礎年金番号導入時、年金手帳記号番号の登録のモデル事業に携わりましたが、年金制度に対する国民の関心の低さ、一人ひとりの記録を管理する難しさを感じました。 ○年金手帳記号番号の登録もれは、相当数あるだろうと思っていましたが、老齢年金裁定時には確認・整理が出来ているものと認識していました。 ○国会やマスコミで取り上げられるまで知りませんでした。	○年金記録問題を最優先に解決するため、それぞれの課題に対応するため、職員の配置を見直して取り組みました。 ○長期化することによって、公的年金を安定的に運営するため、適用業務・徴収業務の取組みが不十分となっています。 公的年金制度に対する国民の信頼を得るためには、年金記録問題だけでなく、適用業務・徴収業務の公平・公正な事業推進をしなければならないと考えます。
6020	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	手番の統合については、人海戦術的な方法に頼らざるを得ないところもあるので、フォローアップの人員を増員するとともに、今後も手番の持ち主と思われる方への接触を図る。 マスメディア等を通じ継続して年金制度等への周知を行うことで、必要のない照会を極力減少させる。 相談者への対応を円滑なものにするため、払い出し簿等の画像化を迅速に行う。画像化だけでなく、各事務局・各事務所が保有する情報をきちんと共有する。 また、そのことと並行して、お客様の満足度を向上させることで、今後の組織への期待感を持っていただき、信用を勝ち取っていくことが必要であると考えます。	年金記録問題の最たる問題である基礎番に統合されていない手番については、対象者と思われる方に以前よりお知らせを発送し、対応を図っていたことは知っていましたが、平成19年5月に年金記録問題と呼ばれる問題が公けになったときに、問題の深刻性を知りました。 また、その後、次々と公表される新事実や年十年も前の事務処理方法等を知る過程で、法律・組織・人の全てが引き起こした問題であると認識するようになりました。	(8)で述べたように年金記録問題は制度発足時から一般に広く知れ渡るまでの間、長い時間をかけて積み重なった問題が一気に表面化したものだと思います。「あなたはどのように対応しようとしましたか」とありますが、問題への対応方法は、今までの通知等で示されており、個人で判断してよいものではないと思いますが、 具体的な対応としては、来訪するお客様への制度周知や照会申出書の回答、年金特別便の回答を行うことと、今まで以上に危機管理意識、コンプライアンスの意識を持って業務を遂行しようとしたことです。 年金記録問題についての反省点ですが、納付記録の漏れについては、チェック体制が不十分だったとしか言いようがありません。ただ、チェックすることが出来る体制・人員だったのかは知りません。 手番については、そもそもオンライン前に一人に対して、重複した手番を作成したことが問題ですが、基礎番導入時の施策によっては、もっと問題を小さくできただろうと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6021	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	存じません。	①特別便のフォローアップ照会 ②「年金記録確認のお知らせ」の未回答者へのフォローアップ ③紙台帳、マイクロフィルムの記録とコンピュータで管理されている記録との突合せ ④窓口での年金相談時に年金加入記録確認の徹底	手帳番号が基礎年金番号に統合されていない問題。 紙台帳記録がコンピューターで正しく管理されていない問題。 市町村等で国民年金保険料を納付組織に委託していたが、正しく収納されていない問題。 平成9年の基礎年金番号導入時に同姓同名・同一性年月日の方は本人申出がなければ基礎年金番号に統合されないため、統合されていない手帳番号がたくさんあることはわかった。 しかい、58歳通知でお知らせが行くことや年金請求時点で職歴を確認して統合のうえ支払いをしているので問題はないと思った。 年金記録問題を知ったのは平成19年です。	年金記録問題を真摯に受け止め、ねんきん特別便のフォローアップ照会により、基礎年金番号の記録を正しい記録にしようと努めた。 社会保険出張相談に各市町村等にでむき、被保険者記録の確認に努めた。 【記録問題の反省点】 ①紙台帳記録が正しくコンピュータへ収録できなかったこと。 ②紙台帳記録とコンピューター記録の突合せをしていなかったこと。 ③国民年金保険料の収納業務について、国から市町村、市町村から納付組織へ委託していたこと。 ④社会保険事務所等から社会保険庁へ問題点の報告がなかったこと、及び社会保険庁から社会保険事務所等へ問題への対応方法の指示がなされてなかったこと。 ⑤被保険者本人が被保険者証を紛失していること。
6022	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません		5000万件の宙に浮いた記録について この問題が一般化されるまでは、年金を請求する方が、自分の職歴を申し立てし、実際に登録されている記録を確認のうえ、年金請求を行っていたものと認識していました。また、逆に申立ての無い期間については、確認するすべもありませんでした。 現在のオンラインが整備された以降は、年金請求時に氏名・生年月日による検索がマニュアル化され、申立ての無い期間についてもチェックが可能となってきました。しかし、オンラインに登録されていない20年代以前の記録については、その年代の記録を有する者は、あと何年かで請求する年代ではなくなるから、申立て(請求)があったときに調査をすればよいと言われていました。 旧台帳検索によるグレー便や「ねんきん特別便」のフォローアップ調査に携わり、多くの記録が未請求となっていたことを初めて知りました。 未請求記録のある方とお話していますと、「勤務していたことは覚えているが、年金制度に加入していたとは認識していなかった」という方が、非常に多かったことに驚きを感じました。	5000万件の宙に浮いた記録について 厚生年金保険については、最近まで問題意識を持っていませんでした。あくまでも請求者の問題といった認識でしたが、逆の立場で考えると非常に大きな問題であると思わざるを得ません。 現時点での私の対応は、逆の立場(被保険者・受給者)で物事を見ること、考える事と認識し、日々の業務に取り組んでいます。 過去の反省点としては、自分の立場からしか物事を見てこなかった、考えなかったことに尽きると思います。
6023	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	記録調査については、専門知識のある人材を一人でも多く投入すべきと思います。 対外的な部分では、年金について周知徹底されていない部分もあるので、年金の基礎知識を周知する機会が必要と思います。 また、国として取り組むため、関係省庁が一体となって、横の情報提供を用いた解決が必要と考えます。	年金記録問題については、個人の年金に結びつくものであり、きわめて重要な問題と認識しています。 国民年金業務課に異動となった平成16年に、年金の記録問題があることを知りました。	本人より申し出があったときには、課長と協議し、マイクロで調べたり、市町村の国民年金担当者に確認をお願いしていました。 今のように年金への関心がそこまで高くなかったことを考えると、反省点としては、今までの職員や市町村職員、事業所などの関係者による年金記録への意識の低さ、年金に対する広報や年金教育の不足があると思います。
6024	地方庁	その他(社会保険事務所)		特別便については一人一人が一つづつ確実にこなしていく。 かなりお待たせしているので、一日でも早く回答をお送りできるように全員で取り組む。 失った信頼を取り戻せるよう日ごろの生活態度、勤務態度等改め国民の皆様のために働いているという自覚を持つ。	個人で納めてきた年金が、実際受給する際に参入されていないという事実には驚きました。 私も給付かに在籍していた当時、(平成12年ごろ)窓口で時々年金相談をする機械がありましたが、氏名と生年月日では検索できず、氏名のほかの読み方、生年月日を入れずに検索と試行錯誤を繰り返し、ご本人様の記録を探し出したこともありました。 実際こんなことで、きちんとした年金が受給できるのかと感じていました。	いつかはこのような問題が起こるとは思っていました。 世間で騒がれるようになり、やはり・・・という感じがします。 全所体制で記録問題に取り組みました。あまりの数の多さにはじめは戸惑いましたが、氏名無しの記録等に氏名が入ったり、確実に減ってはきているものの、こうなる前に何とかできなかったものかという感じです。 手管理の時代のものを機会管理にする際に、十分に確認作業をしておらず、このようなことが起こってしまい、今後の業務についても、十分な確認作業は必要不可欠であると思います。
6025	地方庁	その他(社会保険事務所)	別段なし。	各個人の過去の記録と、現在登録されている記録を自身の目で確認してもらい、その上で誤っていると思われる箇所を指摘してもらい、その案件について調査を地道に行っていくことが、時間はかかるが一番の方策ではないかと考える。	厚生年金の標準報酬月額(改ざん)については、事業主(親族を含む)の話し合いによって双方が納得の上で一般の従業員等には累が及ばないことで合意し、その処理を行っていると聞いたことがあり、お互いの同意した上でのものと考えていた。	一個人としての対応としては限られたものがあり、お客様等から相談があった場合には親身になって相談に努めようと思っていた。 厚生年金収納率や国民年金納付率を、第一主義と考えて奔走した結果がこの問題の一端になっているのではないかと思う。
6026	地方庁	その他(社会保険事務所)	特記事項なし。	マンパワーの更なる投入。	年金裁定時に確認する、手書記録。	今行っている、定期的な記録の確認(定期便)作業。
6027	地方庁	その他(社会保険事務所)	該当なし		地方事務所では被保険者が窓口に自身の年金記録の相談、確認する際に基礎年金番号未統合の手帳を持参しても年金請求時に取りまとめるとう風潮があったかのではと思う。	一番に手帳番号の整理事務をしなければなかった時期はやはり基礎年金番号制度導入時になると思う。制度別にそれまで管理されていた手帳番号があるのだから平成9年には積極的な重複整理の取り組みを行うべきだった。合わせて以降の被保険者の直接の窓口となる地方社会保険事務所での上記のような対応が「年金記録問題」としてこれほどの対象者を増やしてしまった
6028	地方庁	その他(社会保険事務所)				
6029	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	社会(国)の信用を損ねがす大問題と認識しています。 S21年10月非常勤職員採用にて、マスコミ発表があった時知りました。	今後の対応 ・堅実な事務の対応と「お客様」であるという認識にたっての親切な応対と説明が基本(長い時間を必要とするが) ・コンプライアンスの徹底 従前勤務していた職場と比べると、管理職・職員ともコンプライアンス認識が低い コンプライアンス情報は本部より流れてくるが、各職場でのコンプライアンスの研修情報・各職員のコンプラ認識レベルが本部では把握されていないのでは ・リスク管理の徹底 職場内でリスクの洗出しが行われていない。 リスクを洗出し、自己監査(制度があれば)に含め、定期的にチェックする体制が必要 ・情報管理 個人情報の保管・管理が不十分(紙ベース) 情報にランク付けを行い台帳を作成し、ランクごとに金庫内保管あるいは施錠内保管とか保管場所を確定することが必要。 また、情報管理者(制度を発足させ)が定期的に、職場内PC含め情報のチェックが必要
6030	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	完全な解決は難しい。	統合されていない記録の件数が予想をはるかに上回っており、重大な問題であると感じた。なぜここまで放っておいたのかが理解できなかった。記録問題が公になって知った。	一つでも多くの記録が年金に結びつくよう努力した。反省点は記録管理体制の甘さ。時代の流れについていってなかった。
6031	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。	社会保険事務所にお勤めする様になってから、年金の仕組みや年金問題が発生していることを知りました。 年金番号がいくつかある為に、現在、年金がもらえない方や、貰い過ぎている方がいる問題や、保険料を抑える為に低い月額を報告し、従業員の方には知りえない問題と認識しております。	特別便を提出いただいた方、名寄せがある方を1件ずつ対応し確実に件数を減らしていくよう努力しました。
6032	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	我用と時間をかけて(早急に解決しないといけない問題ですが)、1つ1つ解決していかなければいけない問題だと思っています。	記録がつながっていなく(統合されていない)ても、最終的には、年金受給の手続きの際に、本人へ未統合記録がないか確認をするので、大丈夫だと思っていました。考えが甘かったと思います。申し訳ございません。	年金給付の手続き業務を担当しているときは、統合漏れがないよう、注意 しておりました。 反省点 1.平成9年以前、年金番号がいくつも払い出されていたこと。 2.入力の際のチェック機能が十分ではなかったこと。
6033	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。	今現在残っている限りの記録はすべて調査する。 記録が残っていない照会については、第三者委員会のような機関で判断する。	社会保険庁全体の記録の管理のいいかげんさ、個人の記録を事業所、社会保険事務所が把握することの大変さを感じました。 平成18年、19年頃マスコミで報道されるようになって知りました。	自分の業務を正確に遂行するよう努力すること、ねんきん特別便、定期便等 の丁寧な対応を行うよう努力しようとしました。 公務員ということで仕事に甘えがなかったか、という反省をし、少ない人数で 国民の記録を管理することの大変さを考えます。
6034	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にございません	解決に向けて、さらに全職員で知恵を出し不明記録等の整備を行い、国民皆様の信頼を得ることだと思います。	最初は、国会での加入未加入問題から、さらにその後記録問題が新聞等で発表され知るようになったと思います。	個人記録等の取り扱いにおいては、さらに責任を持ち対応することが必要だと感じました。
6035	地方庁	その他(社会保険事務所)		地道に記録の突合処理、再裁定をおこなっていくほかないと思います。 職員全員で問題解決にむけてがんばっていくほかないと思います。	問題発生当初は、年金受給年齢となり窓口で年金相談した際過去の記録は全て判明するから特に問題はない、と思っていましたが、その後、既に年金を受給されている方で記録未統合の方がこんなにもいるのか、と驚きました。同時に、ずさんな記録管理が長年されてきたかと思うと、被保険者の方に申し訳ない気持ちでいっぱいになります。このような問題は、二度とあってはいけないと思います。早急に解決しなければいけない問題であると思います。 問題が存在することを知った時期については、よく覚えていないのですが、当時はレセプト事務センターにおり、事務所で起こっていることがすぐに伝わってこなかったように思います。	一件一件真摯に対応していくほかないと思いました。 年金問題は、社保庁のずさんな記録管理、事業所のいい加減な届出、本人の虚偽の申出・・・等、様々なことがあってのことと思います。が、やはり社保庁の記録管理の不徹底が問題を大きくしたものと思います。 反省点は多々あると思いますが、一番に反省すべき点は、「管理しているのは被保険者の方々の大切な記録である」、という意識が低かったことにあるのではないかと思います。
6036	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	旧姓がわからないと浮いている年金の最終的な解決に至らないので、何らかの方法で旧姓もリンクさせる方法を考えないといけないと思われます。	何でこんなに宙に浮いている記録があるのだろうと思いました。特に年金受給者については、年金を請求する際に履歴の確認、氏名での検索などにより、疑わしいものは確認し統合していると思っておりました。もともとオンラインに入っていないものは本人が会社名等を言わないとわかりませんが、もともとオンラインに入っているものは、窓口できちんと対応しているものと思っておりました。存在は新聞報道がされる少し前ぐらいに知ったと思います。	ひとつひとつの案件について、丁寧に対応しやりとげていくしか方法はないし、一度窓口へ来られたお客様に二度手間とならない様に細かく確認をした。窓口で年金請求をされるときの氏名の検索などにより、きちんとやっていればここまでの件数が多くなることはなかったし、オンライン導入の紙台帳から移すときにきちんとやっていれば、今よりは数が減少していたと思われる。
6037	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	現在行っている作業(住基活用名寄せ等)を地道にこなしていく以外にはないのではないか。	長年をかけて変遷してきた年金制度の歪みであり、変遷の過程で本来行われるべき適切な対応がなされなかった結果、制度の根幹を揺るがす問題に発展してしまった。 未統合の手番が残っており、調査の文書を送付して統合を進めていることは知っていたが、それ以外に取りざたされている問題は、新聞等の報道等により初めて知った。	長年をかけて変遷してきた年金制度について勉強し、窓口、電話、文書による回答において真摯に対応してきた。 問題の全体像をもっと早くに明るみにし、記録問題解決により多くの人材をあてるべきだったと考える。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6038	地方庁	その他(社会保険事務所)	分かりません。	具体的な方策は難しいが、年金記録の調査や補正処理をする者が一定の職員に限られており、滞留している。まずは全職員が自らの問題として危機感を持って記録問題の仕事に臨むことが必要。	一つ一つの仕事に対し、しっかりと事後確認等を行っていたのか。業務処理が通知や法的にあっているのか検証を行っていたのか。恐らくそういうことを怠ったために、このような大きな問題になったと思った。 年金記録問題がおこった時から、このような問題が存在すると知った。	年金記録の訪問調査等を行っているが、1件1件丁寧に対応することと、通知通りに仕事ができているか、随時自ら確認してきた。また、上司にも処理方法を随時確認し誤りのないよう心掛けている。 この問題は、自分も含め職員が、事務処理の1つ1つを検証することなく、教えてもらったこと、引き継いだことだけを、単に処理を行ってきたことが反省点と挙げられる。また、住民も年金制度を
6039	本庁	その他(本庁)	特にございません。	長妻大臣の仰るとおり、人、物、金を集約し、集中的に行うのは非常に得策と考えます。 なお、集約する「人」については、経験者に限るものと考えます。	大変大きな問題と認識しております。平成18年の後半に知ったかと思います。	一人ひとりのお客様に懇切丁寧に説明することでなんとか理解を得ようと対応を行いました。 問題の契機となったものや発端は、多く様々なものあると思いますが、対応が適切かつ統一的、普遍的であればお客様からも納得をいただけると考えます。 ※"統一的"という表現の意味合いとしまして、柔軟に対応しない、ということではなく、たとえば「柔軟に対応する」という、この問題に当たる者が根底に統一的意識として全員が持ち合わせるべきもの、という意味です。個々の対応とは別な意味合いです。
6040	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	人と時間をかけて、しっかりとした記録の整備をおこなうこと。 ・過去の被保険者記録画面で事業所記号等が0000表示になっているケースは旧台帳等を突合し事業所記号等を正確に訂正を行う。 ・旧法の年金を受給していて、61年3月以前に失権しているケースの年金記録画面への年金証書番号等の表示。 等のお客様の照会に対して、しっかりとした回答が出来るような記録画面にするために、マイクロや旧台帳。	ほとんどのお客さまの年金記録はWM上に照射されるもと理解していた。 消えた5千万件の問題が持ち上がり、年金記録の整備をすることとなり、実際にWM上の年金記録画面に氏名等が入力されていない記録が多く存在していることを知った。	記録が未整備のものについて、当時の番号払出簿から氏名や払出時期の確認等を行うとともに、マイクロで原簿との突合を行った。 昔の紙台帳で管理していたものを機械管理に移す入力する際に、どれだけの時間と人を費やしたかは解りませんが、短期間で作業を行おうとしたことから、本来しっかりとした記録として保管しなければならなかったものを、省略(手抜き?)して行ったことと考えています。
6041	本庁	その他(本庁)	存じ上げておりません。	現状の解決方策として、人員の大量投入による人力パワーというものをメインにとられていますが、記録問題処理のためのコンピューターソフトの開発、導入ということにもっと重点をおくべきではないかと私は思います。	「年金制度」そのものの存在意義というものが問われている問題と認識しています。存在を知ったのは私が入庁する前の、今から約2年くらい前の新聞報道で知りました。	処理スピードも問われるところですが、まず地道に一件一件確実に修正処理を進めていくことが重要であると思っております。人的管理があまりされていない(組織が体をなしていない)ように思われるところとファイリング管理ができていないように思われる点が挙げられるのではないかと
6042	地方庁	その他(社会保険事務所)			記録の登録ミスや記録漏れなど事務処理上のミスだと認識していました。 業務に従事するようになった2年前からこの問題を知るようになりました。	手書記録は、該当者のものであるか、違うのではないかと慎重にみるようにしています。該当者本人の回答も慎重に聞くようにしています。
6043	地方庁	その他(社会保険事務局)	ございません。	一件、一件地道に記録を確認していくしかないのではないかと考えます。	氏名がない手書記録があることは認識していましたが、基本的には裁定請求の際にすべての記録を探して統合するので問題ないと考えていました。 今般、記録の不備が顕在化したことにより、初めて問題を知りました。	組織として至らぬ部分があったのは確かです。私自身も記録対応のためのサービス出勤・サービス残業等することがありますが、それも当然と考えて対応しております。記録調査の現状に鑑みると、組織の発足以来、記録一つ一つが国民の皆様の年金給付に繋がる重要なものであるとの認識の欠如していたのは明らかだと思います。その点を真摯に反省し、一歩ずつ記録問題に取り組む必要があると思います。 また、目を背けずに直視しなければいけない問題は、紙の台帳で何十年も記録を蓄積して年金を支給しようとした制度設計そのものが大きな間違いであったということです。そして、今現在までそういった制度を見直すことなく、存続させてきてしまったことの罪過をきちんと省みて、制度の根幹を見直していくことも重要であると思います。
6044	地方庁	社会保険事務所課長級以上			基礎年金番号の実施時に、年金手帳番号の統合について制度的には簡単に完結しないのではないかとの認識あり、時期は、基礎年金番号の実施時期である。	基礎年金番号の実施時から、自身としては処理要領等により対応はしていたが、基礎年金番号通知書に同封された案内、市町村、厚生年金保険適用事業所等関係機関への周知広報が十分でなかった可能性はある。
6045	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	ありません	記録問題だけへの対応であれば、全職員で集中して取り組みを行うことであろうが、現場では、本来業務への対応があり実態としては限界に近いものと思う。	年金番号が複数払いだされている者(複数の記録を持っている者)がいること、また、基礎年金番号に統合されていない記録があることは承知していたが、それらについては年金裁定時に本人からの申し出により整理できるものと考えていた。	年金の裁定時に記録を整理できるものと考えていた。
6046	地方庁	その他(社会保険事務所)		早急な対応が求められている問題ではあるが、すべての方の記録をそれぞれ 慎重に審査して対応すべきだと考えます。	このような問題が存在することを知ったのは2、3年前です。 社会保険事務所として一番重要、かつ最も早急に解決しないといけない問題 だと認識しております。ただ早急に解決することばかりにとらわれては数年後に しわ寄せがいくのではないかと考え、慎重に対応しないといけない問題でもある とも思います。	窓口で対応する際にお客様から、より多くの情報をいただき可能なかぎり窓口 での完結を目指し、その際も他の職員に相談し確認してもらい簡単なミスが起 きないよう心がけました。 職員が確認等を怠ったことによる単純な部分、制度の問題、多くの反省 点があると思います。
6047	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	現在行っている対策を引き続き徹底していく。 第三者委員会送付前に職権訂正できる範囲を拡大する。	基礎年金番号付番以前に払い出された手帳記号番号が統合されないまま残っているという問題。 紙台帳からオンラインへ記録を移行するさいに洩れや誤りが生じたという問題。 上記の問題については平成12～13年頃から認識していたが、その件数等は把握していなかった。未統合の手番については遅くとも年金請求時までに統合できると思っていた。	通常業務においても、統合されていない手番が確認できた場合は必ず統合するよう心がけた。 当時、職員各々が記録問題の現状について把握できなかったこと、そのため対応が先送りになってしまったことが反省点だと思う。
6048	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特別ありません。	受給権者等からの照会に対して早急に回答を行う必要がある。 現状において、賞金職員及びOB、職員等により作業を進めていますが、さらに、年金記録に精通した職員を配置し効率よく作業をする必要があると考えます。	年金記録問題としては、報道されてからです。	年金受給者の再裁定が多くなっていたので、年金請求の相談においては職歴等漏れのないよう、詳しく聞き確認をするなどの対応をしていた。 反省点としては、平成9年の基礎年金番号導入した際、回答の無い者に対し名寄せ等を行い本人照会後、統合処理等を行っていればこのように大きな問題にはならなかったように思われる。
6049	本庁	その他(本庁)	知られていないというよりは、個々人で認識をあまりされていないという事になりますが、いわゆる国民年金3号資格の対象者で現在は書類を整えて申請すれば遡及認定となる人の中に、知らずに放置している方が結構いるという印象が事務所窓口で特別便の対応をしている際にありました。 (7)に関わることになりますが、もう少し解りやすく告知してもいいのではと思われます。		ケースによって少々見方は違います。 まず昭和17～20年代までくらいの記録が年金記録からかなり漏れていた件についてはいろいろな事情があり、当初漏れていたことについては何とも言い難いところがあると思います。 社会保険庁側の記録がカセット保存記録となっていて現在も機械検索で出てこない状態のままになっていたのは論外と思う一方で、相談対応した被保険者の方々の反応を総合すると、ほぼ大多数については「当時、年金とか会社でかけているとおもってもなかった」という話がほとんどで、手帳番号についてもその後動務して所持していたものとは別の番号というケースが多く、当然年金の裁定請求時にも動務先として申請していなかったということでした。 この場合だと当時応対した職員の方の立場で言うと、まだ被保険者記録が機械登録されている訳でもなく、本人の申請もないところを発見して統合計算するというのはかなり難しいものがあると思われ、やむを得ないものもあったのかもと思います。 ただ、稀に「請求時に言ったのに見つけてもらえなかった」という方もおられて、このケースの場合や、申請が被保険者記録が機械登録後でなおかつ氏名検索で普通に出てくる方の場合の統合漏れというのは対応職員の怠慢であり逃憾・・・というよりは被保険者の方々に申し訳ない思いがしました。 機械上、氏名の相違などで素直にでてこない記録があるというのは、採用直後に喪失者の年金手帳再交付の業務に関わった関係上把握していましたが、請求時に氏名検索でだてくる記録まで漏れているケースがあるというのは報道になって初めて知りました。	窓口に記録確認、照会に来所された方については事業所名や動務時期の他に、当時動務先以外に本社扱いのようなところが他県を含めてなかったかとか同期で動務していた人がいなかったか等、できるだけ詳細に確認して出来る限りはマイクロ記録を含めて記録を探した上でその場では提示できないものについては照会受付という形をとっていました。 自分で言うのもですが、かなりの確率で発見して提示できていたと思います。 現時点で見た場合まず今後でいうと、そもそも年金制度の周知度は上がってますし、年金番号も基礎年金番号に統一されており、また本人疎いの番号がある場合は警告されるなど、かなり記録漏れになるケースは少なくなっていると思います。 あとは旧姓は現状でも機械的にはスルーされる可能性がありますから、裁定請求受付時に必ず旧姓の確認をして氏名検索を行えば、ほぼ防止できるのではないでしょうか? ただ過去の記録の管理という意味でいうと問題はかなりあります。 記録を発見して提示した時によくあったのですが、まずそもそもかなり旧台帳は痛んでいて見にくいですし、香川(地元)はそうでもなかったのですが、払出簿さえおおざっぱな記載のところもありました。 また管理についても戦時中の時期のはなぜかその時期のだけは他県に記録が移っているとか管轄がどうなっていたのか当時の職員でもなければ、それなりに経験がなければ解らないようなのが多いです。 管理・整理をきちんとして、何らかの事情で移動している場合はせめて払出簿にはその旨を記載しておくなど対応しておくべきだったのではないかと思います。 最後に記録改ざんについて。。。職員のモラル以外どうともいいようがないですが、これをあえて言うとするのならば採用試験を点数成績だけで行う事に問題がいきつくような気がします。 とはいえ、基準としては必要でしょうし難しいと思いますが・・・
6050	地方庁	その他(社会保険事務所)			社会保険庁の事務処理上の誤りで、記録漏れや間違いが多数発生しているという問題。 約2年ほど前(在籍していない時)に、テレビや新聞の報道で知りました。	特別便の調査については、早く処理することより正確に調査を行い、回答することを心掛けました。
6051	地方庁	その他(社会保険事務所)				
6052	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	増員が必要であると思います。 それなりの知識が求められるので、すでに経験・知識の豊富な職員をあてることが必要だと思います。 新たにこのための職員を雇用するにしても、雇用期間〇ヶ月というような雇用の仕方では理解するころに期間終了になってしまい、作業がはかどらないので長くこの業務にあたっていただく前提で雇用契約をすることが必要だと思います。	問題の存在を知ったのは入庁後半年程したころだったと思います。 業務を行う中で知り、年金裁定時に記録の確認は必ずおこなうので、その時には統合されるものだと教わり、そのように認識していました。	業務を行うなかで、年金手帳を2冊お持ちであったり2つ番号が記載された年金手帳をお持ちのお客様の対応にあたったときには、事情を説明し統合の処理を行うようにしていました。 「裁定時でよい」という考えを改め、そもそも平成9年基礎年金番号導入当時には全て統合されていなければならなかったものなので、平成9年に全ての統合が出来なかったとしても、その後の事業目標として統合作業の完了を明確にして、その目標に向けた事業の継続を行っておくべきであったと思います。
6053	地方庁	社会保険事務所課長級以上		自治体、他の行政機関の協力を得て(得られるならば)、人海戦術で 乗り切っていくしかないのではないか。	他人事で片付ける問題ではない。 平成19年頃知った。	お客様は真剣に相談に来ていることを念頭に入れ、調査・確認をした。 年金記録問題の存在がわかっていたならば、もう少し早く対応していればよかったと思う。(オンライン導入時・基礎年金番号導入前など)

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6054	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	年金記録の早期回復は言うまでもなく、何時でも自らの年金記録を確認できる環境を早急に整備する必要があると考える。	地方庁に勤務する立場として、被保険者記録は適正に管理されているものと思っており、5，000万件もの被保険者記録が宙に浮いた状態であるとの報道は信じられなかった。記録問題については、平成18年のマスコミの報道により知りました。	年金制度に対する国民の信頼を回復するために、お客様の立場で丁寧な対応を心掛けた。 これまで被保険者に対して年金記録情報を示す必要(機会)がなかったことが、記録問題の大きな要因と考える。
6055	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じていません。	できるだけ短期に解決をするために、人員と予算を投入して、各県単位及び本部において専門部署を置いて、地道に集中して問題解決にあたる。 また、市区町村と事業所の協力は不可欠なため、粘り強く広範囲に協力要請を行っていくことが大切と考える。	年金記録問題は、全国民の生活に大きく関わる国家的な問題と認識しました。今までの不祥事とは、質が違う大問題。 5000万件の年金問題が国会で明るみに出るまで、現在の年金記録問題を認識することはありませんでした。	5000万件という件数があまりにも多く想像の域を超えていたが、目の前の1件1件を解決していくしかないと思い、被保険者1人1人の相談を持てる経験を生かして対応した。 現時点で考える反省点としては、この問題が明るみに出る前に、この問題の内容を認識していた方々が、もっと早くに問題意識を持って、なんとかしようと動いていれば、ここまで問題化することはなかったのではないかと考えます。
6056	地方庁	社会保険事務所課長級以上		時間がかかったとしても、最後の一人まで調査をおこなっていく。 お客様からの照会に対する回答など地道な努力しかないと思う。	年金給付の仕事を始めたとき。 年金請求時に記録を確認すればよいとおもっていた。	問題発生後は請求者の年金記録について、念入りに確認するようにした。 管理されている年金記録が氏名、生年月日が誤って登録されていたり、厚生年金の番号が誤って登録されており本人記録の特定ができない。 また、年金裁定請求時の記録確認がおざなりであった。。
6057	地方庁	その他(社会保険事務所)			記録問題は、支払われなければいけない年金を 支払えていない方がたくさんおられる事と認識していました。 また、この問題はテレビの報道で知りました。(まだ、採用されていなかったため)	年金に関わる仕事ではありませんでしたが、誠心誠意、私のわかる 範囲で対応しようと心がけました。 これからも、その気持ちを失う事なく業務に取り掛かりたいと思います。 それと、書類が回るのが遅いと、お客様からもご指摘がありました。 もっと、専門的な知識を持った人を育成してどうか？と思いました。 専門知識がある方は、必死で業務にとりかかっていますが1日に出来る 数は限られており、かわいそうに感じました。 もっと、下に教える場所が時間があれば、少しは分担すると負担も減り 時間もアップすると思いました。(生意気言いましてすみません)
6058	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	特にありません	お客様に不利益を生じ、不信感を与え社会保険庁の信頼をなくした大きな問題。 このような問題だと認識したのは、年金記録問題と言われるようになってからです。	紙台帳から機械化への移行時の方法・点検 基礎年金番号導入時の手番統合の周知など
6059	地方庁	その他(社会保険事務所)	事業所が保険料を滞納している際の年金受給について問題点があると考えます。 一部の被保険者は滞納があれば当然年金に反映していないものと考えるが、実際は国民年金の滞納とは違い厚生年金については滞納があっても年金が減額される事はない。事業主に保険料を天引きされている事から、従業員個々には責任がないとの理由からであることは理解できるが、従業員から保険料を天引きし、それを事業資金に廻し保険料を滞納している事業主が、その他の従業員と同じ取り扱いで、滞納期間を含め厚生年金を当然のごとく受給しているということについては、世間一般に知られていない問題点だと考えます。	事業主だけに責任を負わせるのも無理があるとは思うが、国民年金被保険者・厚生年金被保険者間で不公平感があるように思います。 どのような方策が良いかは現時点では考え付きませんが、やはり制度間統一の基準を設けるべきではないかと考えます。	平成4年に、はじめて国民年金業務を担当した際、一人の被保険者で複数の手帳番号を保有している方が多いということに大変驚きました。市町村から進達されてくる国民年金資格取得届についても、手帳番号が複数ある方の処理は手間がかかったことを記憶しています。一人ひとつの番号で年金記録を管理できれば処理は大変容易にものと考えられましたが、基礎年金番号制度がまだ成立していない時代、各市町村・各適用事業所・被保険者各人が年金番号を確実に管理する事は非常に困難な事であり、複数保有はその当時、当然生じえることと考えられました。 現在の年金記録問題は、社会保険制度が成熟していく過程の中で発生した問題であり、今後より良い年金制度を構築していくという、我々に与えられた使命から考えれば、避けては通れない問題であったと認識しております。	平成9年に基礎年金番号制度がはじまり、今後は一人ひとつの番号で年金記録を管理することになり、適用漏れ者等の把握が容易になりました。制度発足時、基礎年金番号以外の手帳番号については、年金裁定請求時に基礎年金番号に登録すればよいとの取り扱いであったと記憶しています。そのため、本人から申出があった場合のみ基礎年金番号に手帳番号の登録を行い、その他の手帳番号の整理については積極的に行わなかったと記憶しております。 年金記録管理が問題視されはじめた以降、年金記録相談者には、制度上の問題点や、その当時の状況、今後の改善策などを説明、理解を求めながら手帳記号番号の登録整理や年金記録整備にあたりました。 今思えば、平成9年の基礎年金番号制度発足時に基礎年金番号以外の手帳番号の整理を、各市町村・各適用事業所に協力依頼し、社会保険庁全体を挙げて集中的に行えば、今回のような、国民に不信感を与えるような、大々的な問題には発展しなかったのではないかと考えます。
6060	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	社会保険事務所だけの問題ではなく、会社も個人も含め、社会全体の問題である。 でも、記録を管理している側としては、いつかは全体で取り組まないといけなかったことである。 平成10年の頃、厚生年金業務課に配属になったときに記録の不備が多いことを知り、それによって、記録の確認や検索に随分な手間がかかっており、年金請求のときに1つ1つ探すのではなく、1度賃金でも使ってマイクロの記録を再度確認の上、WMにきちんと収録できないかと上司に話をしたことがある。が予算の問題や1つの事務所だけしても同じだということから、断念し	本人からの記録申出に対しては、読み方を変えたり、生年月日を省いたりして、予想できる限りの方法で検索した。 記録のWM移行時の不備。委託業者の指揮、監督ができていない。 制度的にややこしく、会社も個人も内容がわかっていない。
6061	地方庁	社会保険事務所長	マスコミ等での報道や番組等で放送された内容以外については、知りえていることは特にありません。	被保険者等に記録のお知らせ等をしても、無関心者や、一人住まい高年齢の方たちが、手紙を送っても文字が読め(目が見え)なくなっていたり、書いている内容が理解できない等でそのままにされるケースが多い。そのような方たちについては、電話や直接会って話をしてご理解いただきながら確認、若しくは、書類をいただかなければならない状況となっている。社会保険事務所においては、来ていただいたお客様、また、電話をいただいたお客様への対応はできるが、特に電話の登録無い方、電話を何回かけても出ない方への対応として戸別訪問で対応するにも、管轄地域が膨大なため対応に苦慮し、手がまわっていない状況となっており、非常に時間がかかっています。 こういった方たちへの対応として、テレマのように専門で電話かけする部署を設ける。また、電話の無い、登録されていない方等、電話対応ができない方へは、国民年金推進員のように、戸別訪問員を雇用し専門に対応していくことが、一定程度解決を早める方策ではないかと考えます。 各自治体にお願いする方法もありますが、自治体も人員削減等を実施している中で非常に難しい状況となっています。 今までのように 文書発送→再発送(未提出等)→再再発送(未提出等)→個別コンタクト等、個別に対応しなければならない者を絞り込みをし、地道に対応していくしかないと考えます。 その他で言いますと、被保険者の情報が正確でないケースが多いため、事前にご本人の連絡先等の確認に、相当な時間を要している。将来は、特に厚生年金関係部分の住所情報について転居等があれば、住基等からの情報と連動し、必ず転居後のデータが管理できる方法を構築する必要があると思います。非常に難しい問題ですが、すべての者について一人一番号とし、国、自治体等で管理しているものを一元化することが必要ではないかと思います。また、電話番号は非	過去(昭和57年頃及び平成5年頃)に記録照会担当時、S32年以前の記録について、コンピュータ上入っていないものが殆どであり、また船員保険に至っては乗下船が激しく船名等での照会があったり等、事務所の名簿等により相当苦労して調べ上げ、被保険者等に回答をした記憶があります。また、名簿等も手書きのため、読みにくい字や、書き間違い等もあったような気がします。また、名簿、原票等は漢字であったが、コンピュータ上はカナであったため、読み方が相当違って入っていたのを記憶しています。そういったものについては、氏名索引では出てこないため、名簿、原票を見つけ出し回答をしていました。	当時は、来た期間照会をこなすのに精一杯な状況で、一つひとつ来たものを回答していました。今、考えますと当時のコンピュータは現在のものとはかけ離れた機器であり、カタカナでデータを管理するのが精一杯であったものと思われます。そうであれば、届書、原票等については必ずふり仮名の記入について必須とし、また、間違いのないチェック体制の確立が必要であったものと考えます。
6062	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	古い記録の調査等は社会保険事務の経験者が必要です。年金復権に行けない人たちやOBの方たちも多く含めて調査したほうが良いと思います。	年金請求のときに職歴を調査しますので記録が見つからないとの話がありました。基礎年金番号に変更したとき	年金手帳を複数ある方やお名前の読み方や職歴等を確認していました。記録問題の起きたときに現場の記録の状況を把握してからスタートすれば混乱も違っていたかもしれません。
6063	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		年金はお客様の将来設計にかかわることですから、当然、非常に重要な問題であると認識していました。 ただ、一個人として対処できるものではないと考えていました。 お客様からの相談をおうけしている中で、何時からと言うのははっきりしませんが、様々な問題があると知りました。	法律に縛られるなかでは、対応にも限りがあります。お客様が納得できる公平で明確な救済方法を国として決定していただくしかないと思います。 反省点をあげるとすれば、お客様の声(現場の声)が上に届かなかったこと、聞いていただけなかったことが、一番悔やまれます。もっと早く対応できていたと思います。 もう一点は、国民年金についてですが、国一元化により市町村の保有していた貴重な被保険者情報を失くしてしまったことです。市町村の業務をもっと重視してほしかったと思います。
6064	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		5年くらいまえは周知不足による記録の統合もれ、最近は社会保険事務所などのずさんな記録管理か？へ。	手元に来た案件から随時処理。一概に年齢で分けられるものでないのはわかりますが、受給者から順に期間を決めて年齢ごとに処理を進めることはできなかったのかと思います。
6065	地方庁	その他(社会保険事務所)	き		基礎年金番号に統合されていない記録が存在することを知ったのは、審査業務を担当した16年頃からです。ただ、手番として記録が残っていれば、裁定請求時に本人確認のもと、記録を統合できると教えられたため、早急に取り組むべき問題との認識が薄かったです。年金受給者で手番として残っているものが多数存在することについては、問題が公になるまで知りませんでした。	取得審査時、年金番号が不明として届出された場合、安易に新番をとらず、念入りに確認をおこない、同一人物において複数の番号が発生しないように努めました。また、紙媒体からコンピュータへ登録する際の作業について、相当数の入力誤りがあり、登録作業には細心の注意を払うべきだったと考えます。
6066	地方庁	地方社会保険事務局長	承知しておりません	「ねんきん特別便」及び「ねんきん定期便」回答票に対する調査・回答を正確に、速やかに処理をすることが現時点では優先される。 また、旧台帳調査、再裁定処理も適正に実施する。 お客様相談等窓口対応に親切丁寧にかつ正確に相談対応を行う。	年金記録の正確性の確保がされていなかった。 また、標準報酬等の遡及訂正に関しては、事実に基づく届出がされたと思っていた。 なお、これら記録問題等に関しては、問題が生じたときに承知した。	年金記録問題の遡及・解決を最優先事業として捉えると同時に、機構移管後も最重点課題と考えている。 また、この認識を全職員が共有し、正確な調査・回答、窓口・電話での照会・相談対応が今問題を解決できる最良の機会として、正確・親切・迅速・丁寧にお客様にご満足できる対応が必要であると認識している。
6067	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	○特にありません。	○職員による、地道な調査、検索・照合作業を行うこと。	○昭和56年頃、その当時三制度(国年・厚年・船保)は別々に手番管理されており、特に厚生年金保険は転職をする際その都度、新規に手番を払い出し一人で複数の番号を持つ人が存在すること。また、特に女性については、名前・生年月日を正しく届けないで手番を取得するケースもあることを知った。	○正確な仕事をすることを意識し対応しました。この問題は、年金に加入する際の各届出書のチェック体制の甘さもあったと考えられる。また、時代背景も一因していると考えています。年金制度が未成熟だった当初は加入者自体も意識が薄く短期給付の健康保険に関心があったこと。オンライン化に伴う切り替え時には100%(判読不明の記録等)の記録が整備されず、その当時のコンピューターにも(電子計算システムの記憶容量)限界があり、すべて切り替えられなかったこと。現場サイドも年金請求時には整備統合していくので大丈夫との判断の甘さがあったこと。この問題については、年金制度の管理についての将来ビジョンが組織全体に及ばなかったことを
6068	地方庁	その他(社会保険事務所)		手番については、本人と思われる者より回答があるまで、通知を出す。 来訪されたお客様に関しては、記録の確認を必ず行うこと。	保険料をかけていた方に対して、国としてきちんと支給できなかったのは、国の信用をなくし、年金制度を土台からつぶしてく大きな問題として認識。記録問題を知ったのは、実際に騒がれた平成19年頃からです。	来訪されたお客様に対して、記録の漏れがないかどうかを必ず確認するようにしています。現時点の問題点は、照会件数が多すぎて、迅速な回答でできなかったことです。
6069	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在行っているように、過去の記録を確認し、着実に整備を実施していくことが重要だと思われる。	大変重大な問題であり、全職員一丸で取り組むべき問題であると認識している。 平成18年頃であったと記憶している。	特別便、定期便等の対応・処理を最優先に行ってきた。紙台帳からの切替時または、遅くとも基礎番導入時に台帳や市町村台帳との突合を行い、記録の整備を行うべきであったと考える。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6070	地方庁	その他(社会保険事務所)	何故、少なく支払ってしまった方には還元(当たり前ですが・・・)があるのに、多く支払ってしまった方に、返納をさせないのか？不思議でした。今更・・・と言うのと世間体だとは思いますが、厳しい財政の中支払っているのだから、正式な支給額にすべきではと思います。これからもっと厳しくなるにつれ、払うべき人に払えないような環境になるのなら、今まで掛けてきた年金に対して正当な金額を支給すべきと考えます。	ありません。きちんと処理されていれば起こらなかった問題だと思います。ただ、この部分は一般に知られていないことなのではと思います。	宙に浮いてしまった年金(受取人のわからない年金)がたくさんある！と言う程度の認識でした。テレビ・新聞等で騒がれているときに知りました。	一件でも多く受取人を探すことを使命と思い取り組んできました。しかしながら、お客様からの回答書の不備(内容がわかりづらかったり、事業所名称がわからない、所在地がわからない)が多く解読するのに時間を要しました。また、単純に、35年間題であったり、65歳からの在職年金についてだったり、共済年金の36年4月以前の記録についてだったり。それについては、振り分けの時点ですぐに回答できたのではと思いました。また、皆さんに最低限知っていただける情報ではなかったのかな？と思います。メディアでこれだけ騒がれている問題であるなら、逆にメディアを使って簡単な年金教室ではないが最低限の知識を国民の皆さんに知っていただけたらこのような莫大な数にはならなかったと思います。また、「厚生年金」と記載されている記録について、「0000」表示のため事業所が見つからず時間を要しました。単純に、何故「0000」表示なのかと思います。その表示がきちんと事業所番号が入っていればもっとスムーズに調査が運んだと思います。
6071	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金記録問題の解決にむけて、一件一件誠実に対応しあらゆる方面から調査を行っていくことが大切だと思います。	年金記録問題として確実に認識したのは育児休暇中だったため新聞やテレビからいろいろと知りました。	今現在年金記録調査にあたっていますが常に問題意識をもって一件一件調査させていただいています。台帳が廃棄済みだったりすると調査が進まなかったりしますので年金制度発足時から台帳なり記録をきちんと管理する必要があったと思います。
6072	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
6073	地方庁	その他(社会保険事務局)			いくつも番号を持っている人については、早く重複取消をしなければ自分の記録かどうかわからなくなってしまうのではと思った。入庁間もない頃(平成4年)より。	取得時点において、偽重複ありの文面を同封し重複確認を事業所にお願いしていたように思う。もう少し回答に対して必ず回答してもらうなどの対応をすればよかったのか？と思うが入庁間もないので先人の指導に従っていた。
6074	地方庁	社会保険事務所長	なし	年金記録問題の解決に向けては、①年金受給者・加入者から回答を頂く事、②回答頂いた方の調査確認処理を迅速に行う事、に分けて考えなければならないと思います。 ①については、該当者に何度も回答のお願いし、回答を頂く事が第一だと思います。現在、加入者に対しては、ねんきん定期便が誕生月ごとに送付され確認して頂いておりますので、年金受給者を優先し送付すべきかと思います。尚い、年金受給者へのねんきん定期便が予定されておりますので、送付する際は生存者か、死亡者かを確認して行うべきと思います。 ②については、現場(事務所等)では、通常業務を抱える中迅速な対応が図られるか不安に思う部分もあります。限られた人数の中で単属のセクションで対応するとともに如何に支援体制を組めるかだと思います。	初めて年金を請求される際、その番号に入っている職歴等をお客様に説明し、確認して頂き処理しており、また、複数の番号を持っていたとしても同じように確認し処理をしていると思っておりましたので、問題意識はありませんでした。 そのような問題について知ったのは、平成18年頃だと思います。	知った当時は、医療関係の業務に携わっていましたので記録補正等の支援を行いました。 この年金記録問題については、紙台帳管理からコンピュータ管理への切り替えが一気に出来なかったため、年金請求の際に反映されない期間があったのではないかと思っています。
6075	地方庁	その他(社会保険事務所)			報道により知った。	本人確認を厳正に行わなかったこと。
6076	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	1. 氏名がカタカナでのみ登録されていたこと、また文字数に制限があることから外国人の氏名が正しく登録されておらず、加入記録が探せないことが多い。 2. 国外居住者が外国籍を取得していながら国籍喪失の手続きが行われておらず、日本国籍者として合算対象期間を認められているケースがある。 3. 社会保障協定により協定相手国での2重加入が抑制されたため、外国籍の配偶者に認められていた国年3号が認められなくなった。	1. アルファベットでの登録を行えるようにすべきである。(現状、漢字氏名として登録できるがデータ並の関係で文字数が限られている) 2. 外国籍取得の事実がないかの確認を徹底する。 3. 社会保障協定において、配偶者が協定相手国の保険制度に加入していた期間を合算対象期間として認めるよう法律改正が必要。	個々人の年金に対する意識の低さが問題であったと認識しています。 私自身は入庁初期からそういうケースがあることは認識していました。 問題となる危険性は制度発足当初からあったもので、顕在化したのは昭和61年の皆年金制度によるものだと思います。	自身で対処できるものについては最大限対応してきました。 既得権だの経過措置だので年金制度を分かりにくくしたことも大きな問題だと思います。 社会保障カードなり社会保障番号なりが導入されて、その番号がなければ働けない・生きていけないようになれば理想的ではないでしょうか。
6077	地方庁	社会保険事務所長			私の知る限りでは、63年の給付課が出来たとき、疑重複チェックリスト？と呼ばれていたものが、当時の給付課に送られて来ていたものを、全く手をつけずにいた。最終的に、年金請求時に本人確認をすればよいとの考えであったろうが、高齢になって記憶も定かでない方に確認しようと考えたことが、間違えであったと思う。もっと早くから手番の統合作業を地道にやっていれば良かった。偶会は、基礎年金番号付番時にもっと、被保険者の方に注意喚起を行えばよかった。当手番が統合されておらず、正しく年金が支払われていなかった。 国会で取り上げられたとき。	疑重複チェックリストには、徴収部門であったために直接かかわれなかったが、やはり、基礎年金符番時にもっと別の方法で、特別便のようにすればよかったと思います。
6078	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし		相談、請求時に記録確認の徹底。 回答、再裁定の迅速化。
6079	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	昔の記録を本人や家族に完全に思い出させることは不可能であり、社保庁の把握している本人のものと思われるデータ(事業所名等も含めて)をすべて提示し、確認してもらうことが必要である。 また、社保庁のデータを完全にすることは不可能であり、本人の申立ては基本的に認める方針	平成8年4月頃、記録補正の処理の担当となった時に、紙台帳の存在を知った。その頃は、以前から行われていた事務だったので、年金請求時に記録確認することが普通のことと考えていた。	当時は、紙台帳の確認の際、記録を見落とさないようにすることしか考えていなかった。 現時点では、紙台帳をもとにWMのデータが不完全であることの重大性を認識するべきであった。
6080	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	とにかく予算、人員を確保し、人海戦術で1件、1件確実に特定し本人記録につなげて行くしかないと考えます。 ただし、氏名、生年月日が不明瞭で特定困難な記録や日本最高齢を超え統合先がない記録などは期限を区切り公表謝罪をしていかなければならないと思います。	適用関係業務に従事していると、従来より不備な記録が散見されていましたので、いつかは是正すべきだとは思っていました。しかし、全体としてこれだけ膨大な件数があったことは、年金録問題報道により初めて知りました。	年金記録問題にかかる業務に従事するときには、本人記録であると明確になるまで調査し、迅速に補正作業を実施するよう心掛けました。 一定時期まで、個人の膨大かつ長期間にわたる記録を如何に正確に管理していくかという視点がまったく欠けていたといわざるを得ません。 制度の性質上、手作業であっても「基礎年金番号」的な記録の一元管理の発想はあって然るべきだと思います。
6081	本庁	その他(本庁)	存じていません。	正直年金記録問題を解決するのは、難しいと思われる。記録の整備という点では、時間とお金をかければ、できるかもしれないが、本来のの解決は国民の信頼回復そのものであると思われる。来年度年金機構が発足するが、すでに国民の中には、看板を立て替えただけでしょ。とか社会保障を民間がするのは大丈夫なのか。と不安の声を聞きます。反面に民営化によってよくなるのかなという声も聞きます。民営化によっていい面があるとも私は考えます。ただ、民営化によって国民の信頼回復にいたるのかなとも思います。それが可能であるならば、いいと思いますが、正直難しいのではないのかなと感じます。国が率先して年金記録に真摯に取り組んでいかなければいけないと考えます。それには過去の施策の過ちは過ちと認めたうえで、将来に向かって不安ない制度や記録管理を国がおこなっていかなければいけないと思います。世界的にみて社会保障を国が放棄して民間にさせようとしているのは日本だけだという報道を見ました。正直国が責任をもって国民を守ってくれるというのが、感じなければ小手先の解決方法とっても無駄だと思い	正直制度発足からの問題であるにも係わらず、事務所にはこのような重大な問題があるのは、大半の職員は知らなかったと思います。実際私も知るようになったのは、世間マスコミが報道されてからです。問題を知ってからは、今まで何故本庁及び厚生労働省は、問題解決せず放置しつづけたのかと思いました。又連日のマスコミのどちらかというと公正的でない報道で、社会保険行政の信頼がなくなり、来訪相談、電話相談のお客様が、がらりと変わってしまった。問題なった当時から、とにかく今の混乱した職場での業務を維持することが、できるのか。数年後社会保険行政がどうなるんだろうと、大変な問題が発生したなと感じました。	とにかく信頼回復が一番と考え、目の前のお客さま一人一人地道に理解いただく努めた。 現時点でみた問題は、根本的にまず年金制度が複雑すぎる。そのため国民が理解できず、信頼されない。 過去の記録問題を、事務所に全く非がないとは、思いませんが、厚生労働省、本庁が根本的解決を講じないでいままで放置してきたこと。また記録問題が発生してからの、本庁の対応のまずさ。年金定期便等を地域一斉発送し、あふれる来訪者、なりやまぬ電話に現場は混乱し、各職員のモチベーションが、さがり疲弊しきってしまいに経験豊富な貴重な職員のあいつぐ退職者の続出。それにもかかわらず本庁からのフォローがなさすぎる。本庁は、現場を知らなさ過ぎるというか、本庁の目が国会や、厚生労働省に目がいっていて、事務所や国民の方に目がいっていないと思われるというか感じられる。
6082	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		時代によって、適用事業所の規模や範囲も違いますし、制度の適用の歴史を図示して、もともと適用除外だった方まで遡って記録として認定してしまわないようにすることも必要かと思います。 また、同姓同名の方も多いので、時間はかかりますがご本人に職歴を確認してから統合することが第一かと思います。	年金の裁定時に、裁定請求書に職歴を書いていただき、それを元に再度調査をしてから裁定をしていました。当時、厚生年金と国民年金は別番号だったせいもあり、「最初に受け取った年金手帳を次の事業所に出してください」と言ってあっても、また新しく手帳番号を取得されたりで、何枚も手帳を持っている方の場合、統合に苦労はしていました。	記録問題が始まってからは、電話が殺到したので、なんとかご高齢の方にもわかりやすい対応に努めましたが、社会保険庁の管轄ではない記録の照会もかなりの件数あったので、対応に苦慮しました。 今後も、大量に処理を行うためのマニュアル化とともに、まれな事例に対応可能な専門の人員の養成も必要ではないかと思います。
6083	本庁	その他(本庁)			年金制度存続と行政の信頼回復をかけた最重要課題と位置付けていました。解決を長期化させないために、一般職、管理職の区別なく、また、OBも含めた体制で臨むことが重要と認識してました。 [redacted]、本人の申出と管理記録が異なることを目の当たりにし、過去記録の不備を認識したが、 これほどどまでに広範囲に及んでいたことを知るのは、問題が本格化した平成18年頃である。	ねんきん特別便に始まる本格的な記録回復の取り組みに対し、当時他課に所属していたものの、年金記録問題に比重を置き、積極的に取り組んでまいりました。通常業務への影響は計り知れないものでしたが、優先順位に迷うことはありませんでした。 この問題の背景には、言うまでもなく社会保険庁全体が、記録管理の重要性に対する認識が薄かったと考えます。給付課当時、判明しない記録は存在しないものだと教えられ、それに対し釈然としない疑問が残ったものの、問題提起できず記録問題の発覚を後れさせることになり、一職員としての責任を痛感しております。 あらゆる疑問点には、国民の信任が背景にあることを忘れず、勇気を持って問題提起を行うことが必要です。意見を意見として正面から受け止められる職場環境や人間関係の構築に努めてま

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6084	地方庁	その他(社会保険事務所)	長い間、年金関係の業務に携わっていませんので、特にありません。	年金の請求時期が近い年代を最優先にランク付をして、年代別に集中的に作業を進める方法が効果的だと考えています。 年金加入者全体に手を広げるから、解決に時間もかかるし、大勢が相談に殺到するから混雑して、待ち時間への苦情も出ます。	直近の15年近く、年金関係の仕事から離れていましたので、今は「浦島太郎」状態です。毎日の自分の仕事に追われてきましたので、年金業務に係る内容の事まで視野を広げて考える時間もありませんでした。	(8)で記載したとおり、年金記録に関係する実務経験がほとんどないので、特にお話することはありません。
6085	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		国民年金、厚生年金の番号を年金請求時に統合していたが、基礎年金番号に統合していない番号を消えた年金等と表現され、現時点での統合を始めた。紙台帳からコンピューターへ記録を移す際に誤りがあったこと。記録問題が騒がれるようになってから知った。	国民年金、厚生年金は別の法律で別々に番号がある。年金請求時に統合していた番号を、消えた年金等マスコミで騒ぐようになったため、特別便により案内して統合を進めている。当時はコンピューターの発達した時代ではなく当時としては最大限努力したが起こった問題であると思う。年金の歴史を知っている多くの職員が職場を辞めていった事は大きな損失になっている。現場の意見を聞くことなく問題を大きくしていったことは反省点だと思う。
6086	地方庁	社会保険事務所課長級以上		毎年送付される定期便について、もっとわかりやすい内容で国民の皆様が簡単に確認できる様式を送付する	基礎年金番号の導入を行われたことで、一人で複数の手帳番号をもち、その統合が完全にできなかったことが、問題を大きくしたのではないかと考える	窓口対応の際は、できる限り未統合がないかの確認を行ってきた。本庁と地方庁の連携不足、認識の相違、申請主義が現状を招いた一要因と思料します。
6087	地方庁	その他(社会保険事務所)		＊各事務所で特別便・定期便・黄色便の受付後の事務の流れがバラバラになっている。統一した事跡管理のフォーマットを作成してほしい。そのフォーマットで週次報告なども簡単にできるようにしてほしい。		
6088	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	地道に記録の調査・訂正をしていかなければならないと考えます。	大変な問題で、今後どのように対応していくべきなのか考えました。 また、このような問題は、ねんきん特別便が始まったころ知りました。	地道に記録の調査・訂正をしていかなければならないと思いました。 また、反省点は、記録誤りがないよう、事務処理やチェックをしっかりすることと考えます。
6089	本庁	その他(本庁)	知りません。	職員全員で協力して頑張っていくしかないと思います。	大きな問題であると思いました。数年前。	全力で記録問題に対応するしかないと思いました。 システムが複雑すぎると思いました。
6090	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。		10年ほど前、適用課に所属している時に、一人でいくつもの年金番号を持っている人がいるが、本人の記録であれば、早く基礎年金番号に統合する必要があるだろうと感じていた。その頃は、そういった記録が何件あるとかは考えたこともなかった。5000万件もあると知ったのは、マスコミで報道されてからです。	基礎年金番号をもっているであろう人には、安易に新しい番号を払い出さずに、また、本人の手番と思われるものについては、できる限り基礎年金番号に統合するよう努めた。本人の記録かどうか疑義が出た場合には、本人に照会することになるが、本人が回答をよこさないなど、本人側にも問題はある。また、こちら側も未統合手番をそのままにしないようにするといった意識の共有
6091	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にない。		社会保険庁をはじめ、各社会保険事務局、社会保険事務所全体で取り組まなければならない問題と認識している。 問題の存在の把握は採用以前からマスコミの報道を通じて知った。	現在ある職務を精一杯全うすることが大切だと考える。 問題を解決するに当たり、根本的に人手が足りないと思う。
6092	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません。	日々の業務と、年金問題解決のための業務を行なう職員を分けるべきです。早期解決を図るためには、一時的にしても増員して(それもできるだけ知識や経験の生かせる方を募集して)、それぞれを専任としなければあまりにも非効率で、双方に遅延や疎漏が生じる原因となります。	記録調査や年金給付の業務係員をしていたとき(平成12-13年度頃)にも、WM記録に誤りがあるケースは確かにありました。しかし、裁定請求時等に確認することによって、本人の記憶とWM記録に相違があれば調査し、その結果誤りと判明すれば訂正するという対応が一様に行なわれておりました。「WM記録は基本的には正しいものであるが、無謬というわけではないので念のために確認をする」というのが、当時の一般的な認識であったと思われます。未収録や収録誤りの記録が100万をもって数える規模で存在するなどとは夢想だにしませんでした。ただ、報道で大きく取り上げられた基礎年金番号への未収録記録の問題については、問題化されたことによって未統合記録の解消が大きく進んでよかったのですけれども、その数の多さから社会保険庁全体のイメージが大きくダウンしてしまったことは少し残念です。問題解決のために必要な予算やシステムが整備されていなかったなかでの当時の業務が、現在の視点からすべて杜撰・非効率・不親切と切り捨てられてしまうのは本当に残念です。	上記のように、報道により問題が顕在化してから意識をするようになったため、独自に対応した経緯はありません。「ねんきん特別便」に対して提出された回答票の内容に応じ、調査や回答書の作成など行ないました。しかし、日々の業務との兼務であるため、時間外勤務や休日出勤等でしか行えませんでした。反省点については、社会保険庁が年金記録を電算化する際に、収録する記録を取捨したことが第一です。このときに今と同じ予算と人員を投入して記録の総チェックができていれば、今ある問題の大半は未然に防げたのではないでしょうか。しかし予算は政府と国会の判断によるもので、庁独自ではいかんともしがたかったと考えられます。ただ、「ねんきん定期便」のような、加入者にこれまでの加入記録を通知して確認してもらうシステムは、もっと早くから確立できたのではないかと悔やまれます。やはり職員全体に、「年金記録は、無謬ではないものの基本的には正しいもの」という信頼感がアプリオリとしてあったために、裁定請求等の際に確認すれば大丈夫と考え、それが通知システムの開始を遅らせる原因にもなったと考えられます。既存のシステム、既存のマニュアルへの懐疑精神に欠けたことが、職員レベルでの反省点として挙げられるのでしょうか。ただ、十年前の自分に、自分の職場の土台をもっと疑ってかかれと告げたとしたら、果たして聞く耳を持ってもらえるかどうか、恥ずかしながら自信がありません。
6093	本庁	その他(本庁)	記録問題という枠に含めて良いかわかりませんが、再裁定の申請を行ってから一部を除き3ヶ月程度での支払となっている公表資料について私は問題があるように思えます。理由として、申請後1年半以上経過しても支払に至っていない方がまだ多くいらっしゃるという点で、公平性の観点から見ると多少の問題があるのではないでしょうか。 社会保険事務所での窓口担当をされている方からも公表とおりの説明を行うように事務連絡があったが、実際には間に合っていないのでどう対応するか苦慮するとの声が聞かれます。本当に「一部」という扱いで良いのか疑問が残ります。	再裁定の内容により区分けされているので、その区分けに応じて必要な人数を配置する。人員に限りはありますが、再裁定の業務を細分化させそれぞれ特化させることで効率化を図ることは可能だと思います。	入庁して3年目に記録問題を知りました。国民の生活に大きく関わってくる問題なので一刻も早く解決しなくてはならないというのが私の認識です。	記録関係の業務に携わったことがないのでわかりませんが、記録管理が今までずさんに行われていたことは事実として受け止めるしかなく、少しでも早急に再裁定、時効特例等を進めることでまずは信頼回復に努めるしかないと思います。 また、職員の意識向上に努めるため、業務上改善するのに必要な問題意識を共有できるように本部、支部問わず「目安箱」のようなものがあればいいそうの改善につながるのではないかと思います。
6094	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	本人と確認でき、判明した記録の再裁定を一日も早く処理・支払し解決できるように全力で頑張るしかないと思う。	基礎年金番号制度導入の際にもっと一人ひとりの年金記録の率を重視すべきだった。(年金受給者についても。)	以前は本人が会社名まで覚えていないのがほとんどで、電気関係とか紡績工場とかなんとか思い出してもらい、記録につながることで対応してきた。 思い出せないとそのままになり、消えた年金になる。今は会社名も言えるけど言えないことで対応していたのが問題を残したと思う。
6095	地方庁	その他(社会保険事務局)	基礎年金番号導入以降はあまりないと思うが、被保険者が過去の職歴を事業所に知られたくなかったり、偽名や年齢詐称で入社し資格所得したために、厚生年金手帳番号を複数持っている者がいます。また、過去のことで本人も忘れていたりする場合があり、それが持ち主不明の厚生年金番号であることも考えられます。	テレビや報道番組だけの不安をあおるような報道だけではなく、政府広報などで今国民の皆様にしていただきたいことして、過去の職歴の確認(定期便やとくべつ便で)をしっかり確認していただきたいこと、また、年金手帳はひとり一生ひとつであって大切にしていただきたいことなどをアピールしてほしい。 おそらく年金の話題がテレビであるたびに「また年金か・・・」という程度でしか一般の方は感じなくなっていると思います。 私たちが毎日年金問題に取り組んでいることを含め、問題解決には国民の皆様の協力も必要なのだと承知していただくことが大切です。	入庁したときにはすでにオンラインが完了していましたので、その当時はこのような問題があるとは思っていませんでした。すべて過去の紙台帳はオンラインに載せてあるものと思っていました。しかしまもなく、同じ事務所の年金相談業務の方が、年金受給の手続きにこられた方の過去の厚生年金記録を必死に探しているところを見て、別の名前で記録が見つかったり、生年月日が違ってあるのを聞いて、「そんなこともあるんだな」と思っていました。しかしそのころは年金相談業務には携わっていなかったので、ごく稀なケースなのだろうと感じていました。 現在のような膨大な数があるとはまったく知らなかったので、このたびの問題で現状を知ったという感じです。	一つひとつ相談にみれられた方、書類を出された方と真摯に向き合って解決していくがよいと考えてます。現在は相談窓口の業務ではありませんが、特別便、定期便は職員全体が一丸となって処理していくようにしています。 反省点はやはり人的にも限度があり、追いついていけていないところがあります。定員にも限りはありますが、問題の早期解決には機会ではなく「人」の手なしではできません。
6096	地方庁	地方社会保険事務局長	特になし	①職員等の体制 記録問題対応には職員の増員が不可欠。また、職員でもスキルが必要で(これは一般業務も同様)民間採用者が戦力化するには1年はかかり、彼らの教育訓練のためにも大量の社会保険庁経験の国移管者を機構へ出向 させる(130名では圧倒的に不足。できれば行先未定の社保経験者を機構で採用できないか)必要がある。 また、22年度予算で大幅増員要求(2840人)をしているが、大半は適用・徴収要員と聞いており、その配分を記録問題へ大幅にシフトすべき。 なお、機構の円滑立上げのため、当面(半年程度)は、監察を中止し、監察要員を現場に投入すべき(監察要員もまず現場を良く知ることが重要)。 ②記録問題作業の整理 現状は1つの作業が終わらないうちに次から次へと新しい作業が生じ、消 化不良の状態(例えば本来定期便作業は1年遅らせて、特別便の対応を記録反映させてから開始すべきだったと思料)であり、職員の心理も「サイの河原」「シシフォス神話」の状況。今後については現在作業中の諸事項が 終了してから(来年秋頃)、新たな作業(紙突合、基金突合)を開始すること が望ましい。 ③国民救済の優先化 国民の迅速救済の大原則を貫徹し、限られたマンパワーの中で迅速処 理のためにも周辺的調査、詳細週次の作業報告は整理簡素化すべき。 この観点からは、新聞報道されている標月職権訂正の新方針は、歓迎するところ。 ④記録問題作業の現場の意見聴取 記録問題作業の具体的方法論は、当然ながら現場フィールドを持たない本庁ではよくわからない。作業方法等については、よく現場の意見を聴取してから進められたい(「事件は霞ヶ関の机の上で起きているのではない」)。 ⑤コールセンターの対応強化 22年1月末以降受給者標月便の本格送付が開始され、受給者のため事務所相談窓口に殺到し、他の業務がマヒするおそれがある(相談来訪者は、他事務所に分散できないし、また、各県事務局廃止により人的	①年金記録問題の認識 社会保険方式をとる年金制度の信頼性に関する重大問題と認識 ②年金記録問題の存在を知った時期 平成18年頃に一般報道等で知った。(当時は社会保護局に在籍)	①当職の対応 [redacted]これまで以下のような対応を実施。 ア各事務所の進捗管理と指示 ・月例の所長会議において、各事務所毎の進捗状況の共有化を図るとともに、進捗状況を踏まえた取り組み方針を指示。 イ資格照会対応体制の強化 ・ねんきん特別便の処理については、資格照会センターたる文京分室の体制強化(4月)、厚年データベースの開発・活用と都内事務所での平行処理導入(4月)、近県での東京厚年DB活用(4月)を図った。 ・更に進捗状況に鑑み、事務所間支援導入(8月)、大久保分室設置(8月)休日動員(9月)、本庁出向者返還(10月)等を行った。 ウ本庁への意見具申 ・政務秘書官プロジェクトチームへの参画等を通じ、現場の実情及びこれを踏まえた意見具申を行い、この結果、以下のような改善が本庁により図られた。 予算示達の迅速化、厚年DBの全国展開と他県照会自県処理化、システム改善(レスポンス迅速化、検索上限改善、管轄外補正可能化、派遣操作範囲拡大) ②現時点でみた場合の反省点 ア東京社会保険事務局長の立場から 現在東京は特別便等の3月受付け分の年内処理に東京の膨大な作業量という事情があるとはいえ苦戦しており、もう1～2ヶ月早く体制強化を図るべきであった。 イ旧厚生省職員の立場から 以下のような点に起因して、そもそも年金制度の生命線とも言える記録管理への問題意識が省総体で希薄だったのではないかと思料。ただし、これらの点は、日本年金機構成立により、より悪化するおそれがある。 ・年金局と社保庁の連携 当職は数次にわたり年金局に在籍し制度改正に携わったが、年を経る
6097	地方庁	その他(社会保険事務所)	新聞やテレビ報道では、消えた年金として大々的に取り上げられたが、社会保険事務所側がその解決に向けて尽力している事実を報道したことは無いと思う。また、マスコミや政党が記録問題を大きくクローズアップしたきっかけで、国民が煽動されているような気がしてならない。記録に問題が無い人からも長時間の電話応対を求められる日々が続いたためである。 今後はこのような、別問題からも焦点を当てて欲しいと思った。	記録に対して疑問がある方々に、迅速な回答をお届けし納得いただく努力を怠らないこと。これに尽きると思う。	年金記録問題を実際に知ったのが、今から約二年ほど前の夏場であった。これより以前については分からない。	年金記録問題には、様々な形でその解決に向けて努力してきた。それは、窓口に来られる方々や電話での照会など、お客様に対する形で説明してきた結果であると思う。今後も年金記録問題の処理はあると思うが、その姿勢は貫き通す所存である。 ただし、日々の業務の中でそれを並行して行なうのは厳しい状況にある。事務所にかかってくる電話の応対で、記録問題の処理が出来ない日もあった。記録問題に一日中関れる職員が少なかった、と言うのがこれまでの反省点として挙げられると思う。
6098	本庁	その他(本庁)		記録問題に詳しい職員を重点的に配置し、職員及び委託業者を指導させ、効率よく正確かつ迅速に回答まで行えるような体制作りが重要だと思う。	年金記録問題を知ったのは、平成19年3月頃で、年金制度の信頼が揺らぐ重要な問題だと感じました。 特に記録が宙に浮いたままだと、きっちりとした年金制度の制度設計もできず、年金不信によりいっそう拍車がかかるし、また、個々人に支払われる給付についても不公平感が出てきてしまい、年金に対する信頼回復が困難になると思いました。	電話対応等でお客様からお叱りを受けても誠心誠意対応し、少しでも信頼回復に向け努力した。 また、反省点としては、過去の記録の管理のずさんさから記録調査及び回答まで時間がかかってしまうこと。 照会なども時間がかかるので、照会せずとも全国で共有したデータベースのようなものがあれば時間の短縮につながったのではないかということなど、回答までに時間がかかってしまう流れのため、信頼回復に結びつかないこと。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6099	地方庁	その他(社会保険事務所)			裁定請求をする際に統合されていない手番があれば統合すればよい、と新規採用時(平成16年)に教えられていたので、手番が統合されていないことはそれほど問題ではないと認識していました。 資格取得届に年金手帳の添付があり、そこに手番が記載されていたら、資格期間を確認して統合処理をしました。また、電話にて、「手帳に番号が2つ記載されているが、どうすればいいか」とのお問い合わせがあった際は、やはり「裁定請求までに統合すればよいので、時間がある時にこちらに手帳を持って来ていただければ統合処理をしますよ。」などと答えていたように思います。	特別便の調査により、年金受給者にかかる年金記録補正は毎日多くの件数が来ていたので、なるべく処理を滞らせないよう努力しました。 紙媒体からコンピュータ化する際の入力誤りや、年金請求時、本人記録をどこまで調べたのか？と疑問に思ってしまうときがあったので、その辺が反省点かなと思います。
6100	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		年金記録問題は報道によって知りました(平成19年ごろ)	反省点は、年金の請求時点で本人の申出がなくてもよく調べなかったことや、しくみが複雑すぎて、もれ等がおきてしまった
6101	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません。	現在のやり方で良いと思います。完全な解決は無いと思いますので、どこかで、収拾をつけることが必要と思います。	認識として→何のことという感じでした。 知った時期→新聞報道で知った。	反省点。→事務処理基準が明確に伝わっていなかった。ためと思います。 対応→直すべきことは直す。
6102	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	受給者、被保険者にご自身の記録を確認いただくよう、ご協力いただくことが、宙に浮いた記録を本人の記録として統合するうえで必至だと思います。 受給者の方に正しい記録で裁定された年金を受けていただけるよう、再裁定をより早く処理するようにしたいです。被保険者の方にも、もれなく年金を受けていただけるよう、正しく迅速な処理をしていきたいです。	新聞やテレビの報道で知りました。 厚生年金については加入のたびに他手番をとってしまったり、氏名生年月日を偽って加入してしまったり、短期間だけの加入のため、年金に結びつかず、そのままになってしまった事などで基礎年金番号に統合されず、宙に浮いた記録となってしまったと思います。	年金請求者に対しては加入記録の確認を徹底し年金裁定を行うようにしています。 反省点としては、基礎年金番号が導入された時点で加入記録を確認いただき、他手番のある方などには統合手続きをいただくよう、もっと広報するべきだったと思います。 問題がおきてから、信頼を取り戻すことは、本当に大変なことだと痛感しています。
6103	地方庁	その他(社会保険事務所)			機械化する前の厚生年金の手帳払い出しを、あまりにも簡単に同じ人物に出しすぎていたような気がします。機械化後の名前の入力もかなりいい加減なものが多くて、氏名検索をしたときにぜんぜん見つからず苦労した覚えがあります。ご本人が加入当時、偽名を使っていたことがあるという方もいました。	資格照会の業務は、昔からあったものなので、反省点は、平成9年に基礎年金を付番したときに徹底的に広報をして記録統合をするべきだったと思います。 これからも広報を徹底し、被保険者に確認を促す必要があると思います。 氏名検索や事業所名検索をあいまい検索ができるようにしてほしい。
6104	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	該当なし	・過去の不適正な業務処理が明らかにされたものであり、被保険者、受給者の権利確保の観点から、早急な記録確認が必要であると認識していた。 ・年金記録問題が報道されてから知った。	・社会保険庁の組織の一員として、組織の信頼回復のため、年金記録問題に係る諸処理に率先して協力してきた。 ・コールセンターにおける対応が不十分で、結果的に地方社会保険事務所の負担が大きくなっていた。
6105	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成9年に採用され、就職した時から、資格照会という仕事があったので、その当時から知っていました。ただ、大きな問題として捉えたのは、マスコミ等で騒がれた2年前位からだと思います。大部分は手番が統合されてないものや、時効で払えないものの照会が多いようにおもいます。中には領収書があり、記録がないものもあり、それは問題だと思います。	窓口にお客様が来られた時は、記録があるか調べ、別番号があれば統合作業をしました。制度の説明もわかりやすく説明しております。反省点としては、基礎年金番号制度が始まった時に、もっとしっかり統合作業ができていれば、件数が減ったのではと思います。また、反省点とは違うかもしれないのですが、国民年金に関しては、年金手帳に加入の手続きをした日の記載があれば、わかりやすかったのではと思います。加入すべきだった日として、遡って加入日が記載されるため、時効で払えないところを照会される方が非常に多いです。
6106	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		今となっては、現存する紙媒体を1件ずつ確認し、オンライン記録と突合するしかないと考えます。	事務所において記録補正事務・記録照会事務を行っている頃(平成10年頃)、複数の番号を持っているまたはオンライン記録に載っていない記録が多数あることは承知していました。 過去記録の整備等社会保険庁の事業があり、経営面・労働組合との交渉でうまくいかなかった印象があります。	当時は、照会申出により、受け身であったが、記録を必ず見つけるという姿勢で取り組んでいました。 債務が発覚する前に、予算を確保して、大規模な事業として、全職員が取り組んでいれば、紙媒体記録に記載されていない記録を除いては、主体的に改善できたのではないかと思われます。
6107	地方庁	その他(社会保険事務所)	・共済組合とのデータのやり取りが遅く、国民年金加入や納付に影響が出ている。 ・DVの方以外の方で夫婦間または家族間トラブルによる被害者に関して、特殊番号が設定できないため、委任状等確認できるものが有る場合、情報提供を断ることが出来ない。また諸事情のある方かどうかの判断が出来ないため、通常の方と同じ取り扱いとなるため、被害者に影響が出ることもあります。 実際どちらも問題は起きており、国民年金の納付勧奨の必要がない方に何度も勧奨してしまうことが発生したり、家族に加害者となる方がいる場合も何もして差し上げられないこともありました。どちらも被害が拡大する前にこちらに相談してくださったりした際にこちらは謝罪しかありませんでした。	・共済とのデータ交換の時期の間隔をもっと短くし、頻繁に情報交換を行えるよう、より一層協力しあうべきと考えます。 ・DV以外にも救済措置が必要な方もいらっしゃるので、もう少し条件を拡大すべきと考えます。	年金制度(法律)自体が、後から補足しながら出来たものであること。国民への周知・興味を持つきっかけの投げかけ方の悪さからくる、被保険者の年金に対する知識の浅さがたくさんの問題を抱えることを招いていると思います。このことにより、社会保険事務所や市役所の名簿等のずさんな管理も原因のひとつではありますが、被保険者も年金の番号を持っているにも関わらず 次々に年金の番号を付番されたり、脱退手当金制度についての認識が事業所・受給者ともに甘かったり、国民年金の加入と納付の違いや国民健康保険の納付との勘違いなどが起こり、今日の年金問題が膨らんでいる原因だと思います。 年金問題を問題として認識したのは、平成15年ごろ、自分が適用課の厚生年金保険記録照会担当として配属されたことで、民間を出て初めて記録に関する職務につき、年金記録に関してさまざまな問題があり、今後被保険者本人も社会保険事務所も真剣に取り組まねばならない問題だと思いました。	被保険者本人への説明を一件一件視気よく行う。個々で状況が違うことにより「私はこんな事情がある」ということをおっしゃる方が多いので、それぞれの話を出来るだけ理解し、その上で制度に対する理解と協力を得られるように対応しました。 現在全所体制で記録問題に取り組んでおりますが、記録に関する業務と年金給付の業務に携わったことのない者にまで、対応をするように命じています。これでは適切な対応が出来ず、見落としや誤りなどが起きる可能性が生じ、かえって混乱をきたしたり、事務処理誤り等が発生してしまいます。もちろん研修も行うべきですが、実際の業務を手伝ったりすることでしか学べないこともあると思います。ある程度件数を処理した経験のうえで成り立つ業務を、誰にでもできる業務として扱うことは危険だということも認識すべきだと思います。 また、社会保険庁は、報道や、それに伴って発生する被保険者の不安な声や苦情に踊らされ、本来業務を忘れていると思います。本来守るべき法律に沿った本来行うべき業務を全うし、その上で問題に取り組むことが正しいと思います。 したがって記録問題に関しては特別チームなどを設置し、内容に関して熟練した者が専門的に対応すべきと考えます。
6108	地方庁	その他(社会保険事務所)	今まででていること以外は思いあたらない。	昔の事務を行っていた退職者の知恵を借りる。もっと多様な検索システムを作る。	年金請求時に確認するため、未請求の年金がこんなに多いとは思わなかった。請求漏れがあることは、少なからず入ったころから気がついていた。	業務課に在籍中会社から出てくる資格取得に年金番号が記入されていないケースが多かった。会社へ確認するもわからなければすぐに新しく払い出ししていた。結果、一人の人に多くの番号を払い出してしまった。
6109	地方庁	その他(社会保険事務所)	平成20年2月採用のため、特になし。	(6)に同じ。	(過去の保険料や資格記録に関する過ちは当然に深く反省すべきところであることを承知のうえで、まだ、業務についてほとんど知らない職員が一つ記入させていただきます。) ○「国民(お客様)事務手続の重要性」の認識不足 (世間のいわゆる【給食費不払い】のような風潮がいわゆる「年金不振」と重なっている気がしてなりません。) 例えば、住所・氏名変更による書類の未送達、3号被保険者の未手続きによる未加入や免除手続を行わなかったことにより国民年金保険料を払わざるを得なくなる状況など、「(社会保険事務所(免除に関しては役所含む)もしくは事業所が当然に事務手続を全部やってくれるものである。」と思っている現状についてです。 「(お客様全員が社会保険六法を持ち歩いているわけではないので)本当に知らないお客様」や「いけないお客様」という区別をしてはいけないことは分かっておりますが、自分が実際に窓口に立って、仕事を始めて初めて感じました。	○説明の工夫 私は業務を通じて国民年金の手続や保険料を支払う意義や手続や支払いをしたことによりどのような効果が発生するかを、改めて丁寧に説明することを心がけてきました(例えば、手続書類については【あとはボールペンで記入・押印していただくだけの状況にしておくなど】下書きして面倒臭さを軽減する工夫。)。 ただし、説明方法については文書(ことば)スタイルが得意なお客様が多いわけではないので、今後の日本年金機構においては、例えば、若年層や若年層をお持ちの親御様など「本当に分からない」お客様に対して、字面だけでなく「見て分かる」パンフレットを事務局ごと・年代ごとに作成してみてはどうでしょうか。 (いわゆる「年金教育」ですね。20歳までにでも見てきたもの感じてきたものや感じてきたものがぜんぜん違うため。) (全部を詳解に説明すると国民年金だけでも1冊が辞典以上になることは分かっているため。)
6110	本庁	その他(本庁)	特になし。	解決というのは、どのレベルでの解決を言っているのでしょうか？ ①問題の完全な解決 完全な照合が無理である以上、解決するための方策はなし。 ②ある程度の解決 期間を定めて問題に関する業務を打ち切る。後は、相談があったもののみ受け付ける体制にする。	採用1年目(昭和63年度)に国民年金の仕事をしていた時に、記録統合の業務があることを不思議に思い上司等に確認したところ、年金番号を複数持っている人がいることを教えてもらった。その時に、記録を整備しないと将来、大きな問題になるのではと漠然と感じていた。	((8)を受けての対応) 今のうちに記録の整備をしておかないと、団塊の世代が年金をもらい始めたときに問題になるのではないかと上司等に話をしたが、年金をもらうときに記録を整備すればいいと答えられ、相手にされなかった。 (反省点) 現時点では、現職の職員はよく対応していると思います。反省点としては、問題を先送りにした体制に問題があったのではないかと感じています。
6111	地方庁	その他(社会保険事務所)	・加入・脱退は事業所からの届出によるものなので、名前・生年月日等の個人情報も含め非常にあいまいである。(昔は今ほど厳密に個人情報を管理していない) ・厚生年金の取得・喪失は事業所からの届出のため、例えば入社条件に年齢制限があったらそれに合わせて本人が年齢をサバ読みして申告することもあっただろうし、事業所がそれに合わせて社会保険事務所等に届け出れば当然本人のものとはちがう生年月日で記録が残る。 だから、同一生年月日で記録が無くても1年2年違いの生年月日や1月違い、1日違いの生年月日等もちゃんと見ないと本当に記録が残っていないと言い切れない。(逆に同姓同名同一生年月日の人が社会保険庁の記録上他にいなくても、間違った申告によりたまたま別人と一致してしまうことがある。) 金融機関は、1円単位のお金を必ずあわせるようなイメージがあるが、届出誤りのため支店間の異動にもかかわらず一月間が開いてしまうことがたまに起こる。(請求される金額が合わなかっ	なるべく、お客様ご本人の身になって歴史を振り返ることが重要である。事業所の歴史とご本人の歴史である。事業所の沿革を調べなければ話にならないし、就職時がご本人の人生でどういう時期か(卒業・前後の会社の入退社・結婚・引越・子の誕生・子の入学や卒業等との比較)を考慮しないと記録が判明しない。 都市銀行等大企業は本社にて一括適用になったため、支店間の異動で間があくことはあまり無くなった。ただ、たとえば7月1日付で提出された書類を6月30日付と見間違えることは普通ありえないので事業所からの届出誤りが原因と思われるケースも散見される。本人は給料から天引きされている(はずな)ので本人の権利をみとめ、今も存在する事業所ならばその分を請求するしかない。 ただ、今は1ヶ月分の請求をするかしないか分かれる月末の資格喪失日の届出があった場合は退職日の確認をしている。	・年金は裁定請求しないともらえない。年金手帳を提示し、記録を確認し、年金をもらう。だが、厚生年金の加入事業所に勤める前に厚生年金の被保険者証を必ず出さないと一人が何枚ももらっていた。平成9年以前は、厚生年金の記録は会社ごとの名簿に名前と生年月日しか入っていないため、本人が思い出さないと自分の記録として年金がもらえなかった。本来もらうべき年金額より少ない人も当然いると思っていた。 社会保険事務所に就職し、最初に適用課に配属されたときにそれを知りました。	なるべく(お客様の身になり、その方の生きてきた歴史を考えてみた。勤めていた当時、その方の人生において結婚や出産(もしくは子の誕生)上の子(もしくは下の子)がいくつのとき等と、就職や退職等の時期を比較した。あるいは終戦・五輪・朝鮮戦争等当時の世相と時期を比較した。誰でも古い記憶はあいまいになっていくので、特に場所等は最寄り駅とか電車を降りてどっちのほうへ歩いたか、もしくは近くにどんな目印があったかを目安にした。 なるべくどこかに記録があるはずだと思って調査をした。 (もちろん、今もそのように調査している。) 反省点としては、厚生年金の加入で住所の届出もしていれば、市区町村のデータを活用できたと思う。いまだに送子になっている記録の特も主も特定しやすいと思われる。(ただ、事業所に住所もでたらめに申告していたら難しいと思われるが)
6112	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			[redacted]、新聞報道等で認識した。	請求主義であったことが、この問題の顕在化が遅れた原因のひとつであったと思う。
6113	地方庁	その他(社会保険事務所)	私の知っている範囲では他に知りません。	事務所で調査中の案件を迅速に処理し解決に向けて努力する。	問題になるまでは全く未知の話でした。初めて知ったのは平成19年5月頃に世間で取り上げられるようになってからです。	記録問題の解決と信用回復のために取り組みに積極的に関与しようとしました。制度の複雑さとそれを扱う職員の意識に問題があったと思います。
6114	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。		厚生年金をかければ厚生年金の番号を、国民年金をかければ国民年金の番号をかけ、一人の人にいくつもの番号がつけられていたので、本人の記録がばらばらになっているため、番号を統一していかないといけない問題だと認識していました。その際、テレビなどの報道があったときに	とにかく、お客様に対して丁寧に対応していきながら、一つ一つつまとめる作業に専念していかないといけないと思いました。 また、制度の問題だと思いますが、年金番号を一人に一つつけないといけなかったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6115	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	複雑で大変困難な事務処理であるが、精通した職員一丸となって、処理システムの強化を図りながら取り組んでいかなければならないと考えます。	職員各々担当業務を一生懸命行っており、今問題となっている年金記録問題などありえないと思っていた。マスコミ等で騒がれて、初めて年金記録問題があることを知りました。	記録問題が発覚した以降、照会の職歴以外にも記録がないか等確認を行うようにしています。また、ねんきん特別便等で、浮いた記録の持主を迅速に特定し、年金記録の統合処理を行っています。 なお、反省点等については、よくわかりません。
6116	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません。	お客様の立場に立って、誠意を持ち、職員一丸となって、対応していくしか無いと思います。	認識していませんでした。 存在することは、H18年6月頃にマスコミ等で出された時に知った。	お客様の立場に立って、誠意を持ち、職員一丸となって、対応してきました。 物理的・人員的に体制が組めない点があると思います。
6117	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	加入記録の調査においては、本人の記憶があいまいな事もあり、調査にかなりの時間がかかるため、事業所索引システムなどを更に使いやすくする必要があると考えます。	平成9年の基礎年金番号導入時にすべての番号の統合が終わっていないことは知っていましたが、5000万件もあるとは思わなかったので、報道で知るまでは特に問題があるとは思いませんでした。	未統合記録のなかには、氏名・生年月日などの基本情報が未収録の記録がたくさんあり、その為に裁定請求時や加入記録の照会時に氏名索引を行っても記録を探すことが探すことができなかった事がおもな原因だと考えます。 旧台帳の記録をオンラインにすべて収録しておけば、このような問題は防ぐことができたのではないかと思います。
6118	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	承知していない	○オンライン管理原簿の信憑性の向上・・・紙原簿とのと突合 ○年金の新規裁定時での本人職歴に基づいた記録確認の徹底 ○事業主の不適切な届出に関する従業員の教済	○手帳記号番号の重複符番による未統合記録及び死亡による記録と認識 ○基礎年金番号の施行時(平成9年)	○紙原簿からオンライン原簿への切り替えにおいて、切り替え不能、不完全記録が存在することを職員に未周知又は引継ぎが行われていなかった。 ○よって、オンライン記録を過信し裁定請求時での記録確認が怠慢となったのではないか。 ○基礎年金番号設定時に記録確認作業が徹底出来なかった。 ○事業所への立ち入り調査が十分に行われていなかった。 ○市町村記録管理台帳の不備等がチックする方法がなかった。
6119	地方庁	社会保険事務所課長級以上			以前より、未統合記録がかなり多く存在することは、知っていたが、遅くとも裁定請求時に確認ができるのではないかと考えていた。 また、氏名のない記録や氏名の読みがあり得ない読みだったりする記録があることも知っていた。今から13年程前(年金給付を担当)のことと思う。 厚生年金は昔の紙媒体管理のものを、電算化(当時のコンピュータは漢字対応ができない)する時に、まず大きな問題点があったと思う。漢字のものを無理やりカナ読みさせていることが、未統合記録につながっている。 国民年金の紙媒体からの切替も、限られた時期に大量の切替票を作成した記憶があり、現在でいう二重チェックが十分行われていなかったと思う。	裁定請求時には多くの者は、相談に訪れるため、本人に直接確認をとる機会はあるのではないかと考えていた。 既に受給者もあることから、どこかの段階で確認作業が必要であると思うことから今回がその時と思い対応しているところである。 今後様々なシステムを取り入れながら、国民のニーズに応えられるようにしたい。
6120	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません。	特別便や定期便への回答に対しコツコツ対応していくほかないのではないかと思います。	社会保険庁が解決すべき最重要問題と認識しています。 適用課に配属されていた時、氏名や生年月日など誤った記録があることは感じておりましたが、このような数の浮いた記録などがあることは、国会で取り上げられるようになってから知りました。	一人一人丁寧に応対しています。また、個人のノルマとして割り振られている分についてはすべて完結させています。 (反省点) オンライン導入後10年以上たった平成10年の採用であるため、コンピューターの記録をほとんど信じており、旧台帳などの存在を詳しく知らなかったことです。
6121	地方庁	その他(社会保険事務局)	何も知りません。	事務処理を複数人でチェックする。	重要な問題。平成15年頃。	その時点では、チェックを厳しくする。反省点は、全体的に事務処理に対する認識が甘かったと思う。
6122	地方庁	その他(社会保険事務所)		紙台帳の記録を正確にコンピューターに収録する	被保険者・事業主の届出義務等の不履行 社会保険庁の記録管理能力不足	正確な事務処理 正確な記録を長期にわたり管理するには一定のコストがかかるとおもわれるがそのコストを十分にかけてこなかったこと
6123	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない	社保庁が計画していることをやっていく	平成19年特別便の話題がでたころ 年金記録問題には驚いた。なぜ?	よくわかりませんが相手の話をよく聞いて手順にしたがってすすめる
6124	地方庁	その他(社会保険事務所)			今回の記録問題が言われだしたときに、5000万件もの不明記録があると言われたが、信じられない思いがあった。平成9年に基礎年金番号が導入された時、厚生年金の手番等は機会があれば統合してもらえばいいし、手帳を持っていれば大丈夫だと言っていたのに、それも含めて5000万件に数えられたのには、愕然としている。 そもそも、何もしていない様に言われるが、基礎年金番号導入時には、基礎年金番号通知とあわせて他に手番があれば統合しますという案内を送っていたが、あまり被保険者からの応答が無く、その後の対策をあまり講じなかった事が現在の記録問題につながっていると思う。	期間照会が出てくればとことん調べてあげる事ぐらいしか、私にできる事がありません。
6125	地方庁	その他(社会保険事務所)		未統合のすべての記録を本人確認ができる限り照合していくしかないと考えます	平成12年7月より謝金職員(現在は任期付職員)として窓口相談業務を行う際、請求時、相談時において、記録確認を正確に行うよう心がけていました。基礎年金番号のほか未統合の手番があることは認識しており、空いている期間、未加入期間等がある方はその期間についても確認をおこなっていた。マスコミ等の報道にて5000万件のもれというのを知った時は正直びっくりしました。	窓口業務であり来所される方の話をよく聴き調査をしようと真摯に受け止め、業務に専念しました。反省点についてはいろいろな要因が考えられると思いますが、まずは制度が複雑すぎて国民が理解していないというところにも問題があったかと思います。国は国民に対してもっと説明や・案内・広報することが必要であったのではと思います。
6126	地方庁	その他(社会保険事務所)		現時点、加入歴がある全ての方に対して特別便や定期便により記録を確認していただいている。そして不備がある方には記録調査を依頼していただき、調査を進めているところである。こういった地道な作業を続けていくとともに、被保険者の方々に年金制度の変遷も含めた理解をしていただくことも必要だと考える。	年金の記録問題を知ったのはテレビや新聞などの報道からで、国民生活に直結する重大な問題だと認識している。	年金制度に対して不信をもって来られるお客様の大部分の方には、制度の説明を根気よく行うことによって納得あるいは理解をしていただける。そういったなかで私自身、年金制度を筋道を立てて説明できるように、制度への理解を深めることに努めた。 当初、年金制度が国民年金、厚生年金と分かれていたのは仕方がないと思うが、基礎年金番号導入時の周知が足りなかった。もちろん受給の際にほかに手番がないか確認しているが、高齢のため昔のことをよく覚えていない方もいらっしゃる。また記録の統合の前に亡くなられた方については、ご家族の方のご協力が必要になるが、それにも限界がある。
6127	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	記録問題の対象者は高齢受給者が多く、生存中に受給したいとの申し出が多くあり、できるだけ早期解決に向け今後も全職員体制で対応すべきと考える。	昭和17年から戦後の時代、今のような年金システムになっていることが想像できたのだろうか。当時の紙台帳にフリカナを記入してあれば宙に浮いた記録もかなり減少していたのではないか。その後の記録も正しい氏名が読めないため入力困難な事例も多くあった。年金を収めたのに受給できない方にとって大きな問題であることは当然であり、職員はその問題解決に向け最善を尽くすべきと思う。また、年金請求時に本人より職歴確認を十分行い、記録漏れに対する意識を持ち、記録もれについては調査を行い請求者本人の納得をもって年金請求手続きを行っていた。そのため記録問題がこれほど大きな問題になるとは考えていなかった。	過去に起きてしまった事を反省し問題解決に向け最善を尽くす。
6128	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	全ての紙台帳のデータ化が必要であり、市区町村の協力が不可欠である。また、広報等により被保険者に情報提供をし、再度記録の確認を行ってもらいながら、持ち主が判明していない記録を瞬時に確認できるシステムの構築が必要と思われる。	平成19年の事項に認識しました。 当時は国民年金の問題でお客様の信頼回復に努めていますた。	お客様の意見を良く聞き、改善しなければならない点については、上司に報告していた。 現場の意見(お客様)をすぐに反映できなかった点がありました。
6129	本庁	その他(本庁)			年金を糧に生活していらっしゃる高齢者が殆どですので、早急に解決すべき重大な国及び社会保険庁の問題と認識している。 採用直後あたりに年金記録問題を知った。	仮設の相談コーナーなどで、解決のために一生懸命努力しました。 社会の中での社会保険庁の役割を重く受け止め、仕事に対する責任感がすべての職員にあったのかどうか。職員同士で職業倫理について当初から考えるべきだったというのが反省点だと思
6130	地方庁	その他(社会保険事務所)	1.厚生年金保険法唯一の保険料免除制度である、育児休業制度について周知が図られていないように思う。しかしながら、提出の際に添付書類(出勤簿、育児休暇願の写し等)を求めておらず、社判押印のみで届書を受付していることとなっている。したがって、事実上育児休業していない被保険者であったとしても、架空の届け出により保険料に関しては免除となり、給付に関しては受けられるという徴収無き給付が受けられてしまう可能性が危惧される。	1.添付書類を求める。	当時としては手番が存在するが、氏名索引等で容易に見つけられるものであり、本人の協力さえあればすぐにでも解決できる問題であったと認識していた。 現時点では原票等を目の当たりにし、100%の解決は不可能であると認識してる。 存在することを知ったのは、実際に手番の統合作業を行ったときに当初の認識を持っていた。	被保険者、受給権者、事業主、事務担当者との対応の際には必ず、基礎年金番号等の記入が必要であるとの認識をさせるよう対応に努め、対応時点ですべて解決するようには行っていた。しかしながら、事務担当者等であれば当人でなければ、わからないような事項もあるため、完全に徹底を図ることは出来なかった。その点でいけば、ねんきん特別便のように、本人に確認させるようなシステムはいいと思っている。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6131	地方庁	社会保険事務所課長級以上	無。	記録管理の信用を失った代償は大きく、信頼回復には時間がかかると思う。今は特別便、定期便の照会に対する記録確認が急務である。すでに承知済のことではあるが、紙台帳等の記録を早急にオンライン化し整備を行い、又 年金記録の確認作業は相当時間を要するもので、特化した環境のもとで相当数人員を投入し、地道な作業を行う必要がある。そこで、進捗管理としての期限設定も必要であるが、短期間の期限であれば突貫工事のようになり、確実な確認ができない恐れがある。 自己の記録確認を容易に行える環境整備を進める必要がある。	年金記録管理を含む個人情報管理の重要性や法令遵守等が欠如し、また、オンライン化の際にその移行作業があまりにずさんであった。未統合記録が5000万件も存在していたことは一連の報道により知った。	年金記録管理や個人情報管理の重要性を再認識し、その扱いには細心の注意を払って仕事を行った。被保険者の記録を管理する役所として、未統合記録の整備を早くから地道に行っていれば、このような結果にはならなかったのではないか。
6132	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	紙台帳との地道な突合。 被保険者本人の記憶の喚起。 偽名で社保加入(勤務)していた人の掘り起こし。 信頼回復。	組織全体としての一大事と認識。 基礎年金番号導入後、手番の整理はそれなりに進んでいたと思っていたが、これほどまでに未統合手番があるとは思わなかった。また、その実態を知りえなかった。問題の存在については、騒動になってからです。	手番の統合が進めば終結すると思っていたが、その後、様々な問題が明るみとなり、この問題はとても根深いものだと思います。 自分としては、ただひたすらに、記録の統合・整備をし、お客様の対応に対しては丁寧につとめ、少しでも信頼回復できるよう努めてきました。 反省点として、 ・紙台帳からオンラインへの記録移管作業が当時うまくいかなかった。 ・基礎年金番号導入後の手番統合作業の遅れ。 ・職員の記録改ざん等の信用失墜行為。 など。
6133	地方庁	その他(社会保険事務局)		カットオープンされていない手番の記録を至急確認する。 年金記録調査専門部門をつくる。	手番のふりがながいい加減に登録されておることが多々あった。	台帳などが見ずらい。汚い。など職員一人ひとりが早く問題解決しようとする意思が足りない。
6134	地方庁	その他(社会保険事務局)	・生命保険会社の厚生年金適用について ほとんどの生命保険会社は、外交で事業所回りをして勧誘等しているがその事業所に適用されている被保険者からの紹介で勧誘すると、本人の知らない間に外交員登録され、本社一括適用の場合本人分も事業主が負担した形において生命保険会社の被保険者として適用されているケースがたびたび見受けられる。 年金相談の際、被保険者本人に問い合わせると、勧誘した記憶はまったくなく、しかしその生命保険に加入していることがあったなどの回答を得たことがあります。事情を生命保険会社に聞くとこのような回答をもらったことがあります。 ・出稼ぎの被保険者について 昭和30年台から40年代においては若年での出稼ぎを年齢や氏名を偽って年金加入していたケースが多かったようです。 ある被保険者は年金相談において、その当時使用していた氏名、生年月日を記憶しており間違いなく本人であると回答を得ました。	基礎年金番号導入後においても、氏名、生年月日、性別での本人特定はもはや難しいと考えます。 やはりもっと詳細な個人情報において管理し、ある一定の時期での市町村単位における住民票のある国民すべてに年金加入義務の徹底を図る必要があります。 現在の年金被保険者数は、加入している人のみですが、住民票のある国民の人数より絶対に少なく、未加入者があまりにも多いことも問題です。 もともと年金には加入義務はあるものの、厚生年金や共済を裏失した場合、 被保険者が市町村役場や社会保険事務所に来所して届け出しています。 届出がない場合勧奨するシステムですが、国民皆年金といいながら加入においては届出方式。 届出しなければ最終的には放置の状態。その一方で納付出来るかは別問題で所得によっては差し押さえされる。 このようなシステムでは、年金から逃げる被保険者も多数いるはずです。実際に基礎年金番号すら持っておらず、事業所から資格取得届が提出される被保険者も多数存在するのです。 よって、年金記録の問題はすべて制度に加入するという入り口の時点で決まるといっていいと考えます。国民年金であれば20歳、厚生年金喪失時の強制加入、基礎年金番号のない20歳以上の被保険者には、それまでの加入記録の追加(納付は2年で時効のため記録のみ)これらを徹底させ、すべての国民が平等に加入している制度の確立が急務ではないでしょうか。 本人特定が困難な記録の解明も当然ですが、今後どのような取り組みをして行くのか？ということのほうが年金制度の充実につながると考えます。	採用当時から、なぜ年金手帳が何冊もある、氏名が違う、生年月日が違う。とは思っていました。 社会保険の届けはすべて事業所からの提出であり、 その事業所が被保険者を採用した際身分証明は行なわず、すべて本人直筆の履歴書において確認していることがほとんどです。この時点で誤りがあった場合は、どのように事務所での処理を行なっても届出とおりの処理のため誤りにはならないのです。 また、年金相談では、本人に記憶がない記録の多いことにも驚いていました。 本人でないこととするということは、宙にういた年金を作るということだったのです。 しかし、本人に勤務した記憶がないということは、記録統合できないのも事実でした。また地方では出稼ぎの際、下請けの下請けで勤務したが、厚生年金加入は本社で加入しているため被保険者にとっては事業所名が勤務した事業所と一致しないということもあります。 以上のようにすべての国民の記録が給付に反映されないといった事実は知っていました。 しかしすべてが社会保険庁のせいではなく、国でやっていることだからと国民の年金に対する意識の低さが招いた問題であるとも思っていました。	出来る限り思い出してもらい、番号の重複は解消し、常に対応の中で解決してきたと思います。 しかし一人が対応する数にも限界はあります。 上記にも記載しましたが、今は年金、年金と加入記録や給付のことばかりに目を奪われていますが、そもそも入り口である加入時点で給付に至るまで40年もの間記録を預かる側としての責任感不足。並びに、政治家の方でもマスコミでも年金に対する重要性を国民一人ひとりに周知できなかったこと。また納付をしているのは実際被保険者であり、自分が納付した年金について感心をもてなかった国民一人ひとりなど。本当に反省される点は、業務における職員の対応などではなく、身分は関係なく、20歳以上の日本国内に住所を有するすべての国民が意識共有できないことにあるのではないでしょうか。 社会保険庁の職員がすべての国民の顔を知っているのではないのですから。
6135	地方庁	その他(社会保険事務所)		すべての職員が重要性を認識し、お客様に対して親切、丁寧に対応していく。また、最優先事項として対応する。	年金記録については、判明した時点で整理していくのは当然ですが、最終的には年金請求時までに判明すれば問題はないという認識でした。基礎年金番号が導入された時から未統合の記録があることは知りました。	年金相談を行う際には、必ず職歴を確認したうえでお客様からの申し出がなくても氏名索引等で記録の確認をし対応しました。反省点は、過去の台帳で管理していた記録についていろいろな方法で検索できるシステムをもう少し早く実施すべきだったと思います。
6136	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	一つ一つ地道に対処するしかない。	分かりません。	分かりません。
6137	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。		・社会保険庁における取扱いの不明瞭・不明確による記録収録の誤り。 ・認識したのは、この間の記録問題の発生。	真摯な対応。 ＜反省点＞ ・紙台帳からオンライン収録した際の収録誤りを見抜けなかったこと。 ・年金記録に関する「管理・追跡」を含めたオンラインシステムの欠陥もしくは、システム構築の誤
6138	本庁	その他(本庁)	かなり昔(昭和20年代前半)から問題があると認識されていたようです。	はるか昔から延々と続いている問題なので、ある程度の時間や人手を使い地道に照会・回答・記録整備を行うしかないと思います。	平成19年6月に記録問題が起きた時に、たまたま4月から資格照会の担当をしていたので受付件数が激増したときは大変なことになったと思いました。 かなりの確率で記録が判明するので、膨大な年金手帳番号が統合されていないだろうとその時思いました。	資格照会の担当として時間中は窓口での対応、時間外に照会・回答作成等できる限りの事を行いました。人員が増えてからは照会のマニュアル作成や派遣の指導をし、当時の課長・調査官とともに資格照会専門のチームを立ち上げ残件数を減らすべく努力しました。 反省点は、年金に加入したときはまだ年齢も若く記憶は鮮明でも、受給まで40年かかるため忘れてしまうことを想定していなかったこと。手帳番号の管理を受給されるかたにまかせて、裁定時にだけ社保事務所で確認すれば良いとしたことが問題だったと思います。 (何回かこのままではマズいとプロジェクトチームが立ち上がったりしていたようですがそのまま放置してしまったこともこの結果に繋がったと思いますが)
6139	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じ上げません。	年金特別便のフォローアップを徹底し、1件でも多くの手番統合を行うことが大切だと思います。 また、基礎年金番号を持たないため、特別便や定期便が送付されていない方についての記録調査が必要と考えます。	年金記録問題は、私運社会保険庁の怠慢と被保険者の管理意識の低さがあいまって起きた問題と認識しています。その存在を知ったのは世間一般に報道がなされた時です。それまでは、年金請求の際に手番の統合が徹底されているものと思い込んでいました。	問題の発覚以降接したお客様については、別件のご相談であっても記録の確認を行い、手番の統合を進めるとともに、基礎年金番号導入の流れについても説明しご理解を求めてきました。反省点としては、これまで申請主義にあぐらをかいた対応に終始してきたことが挙げられると思います。技術レベルが進歩し、こちらからお客様へはたらきかけることが可能になってからも当初のやり方を続けてきたことは多いに反省すべき点であると考えます。
6140	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません		マスコミの報道によって存在を知りました。	窓口・電話にて丁寧に対応しました。 反省点は、「もっと早めに記録問題に対処すべきだった」ということです。
6141	地方庁	その他(社会保険事務所)			最初は、基礎年金番号導入後に統合されなかった手番の記録が、多数あるという程度の認識であった。 受給者から、記録のもれや間違いがあるという申出が多いことに驚いた。	申出のあった期間について、現存する資料を調査し照会等を行い、記録を探し出せるように時間を費やした。 旧台帳記録や市町村保管の記録を、WMで速やかに検索できるシステムを早く導入すべきだった。
6142	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金制度に対して、正しい知識ではなく、誤解をしている方も多いので、正しい内容をわかりやすく周知するといいと思います。	国民年金については、領収書や市で保管されている台帳と納付記録が相違していたりすることがあったので、たいへんな問題と感じました。また、過去の事務処理に不安をおぼえました。 厚生年金については、さまざまな事情から、過去の職歴や旧姓を伏せておきたい方がおり、手帳番号があくさんあることもあるので、せっかく収めたのにいいのだろうかと感じました。	一般の方にとてもわかりにくい制度であることと、年金手帳(基礎年金番号)の大切さが伝わっていないことが問題の根底にあると思います。 制度の利点や大切さをもっとアピールして、周知徹底できるとよいと思います。 毎日の業務のなかでも、その点について努力しています。
6143	地方庁	社会保険事務所課長級以上	今までに出てきた事象以外、特に知らない。		過去からの年金記録は、お客様の年金権及び受給額につながる高重要度の問題と認識していました。 期間照会に携わった平成8年頃から、認識はありました。	【当時の私の対応】 期間照会なども、当時から申出・申請主義であった為、お客様の当時のご記憶で申し出ていただいたものを調査するという処理スタイルだった記憶しています。、また、年金相談に当時携わっておられた職員の方も、最終的に年金請求時、申し立ててもらい記録統合すればよいという認識だったと思います。 当時適用事務を行なっていたころは、事業所側・被保険者側も取得届提出時には、年金記録よりも健康保険証の交付スピードを重要視されていました。しかし、その際に、手帳が無ければ、再交付申請書に職歴申立をご記入いただき、手番の特定に務め、極力、基礎年金番号へ再取得時点で、判る範囲で手番の登録処理を行っていました。 また、疑重複照会なども積極的に行なっていた記憶があります。 【反省点】 平成8年11月頃からの基礎年金番号通知の送付により、他の年金手帳番号をお持ちであれば、記入のうえ返送していただくよう取り組んできたが、回収率が低かった記憶がある。まず、この時点で、最大限取組を行なっていれば、簡易な名寄せ対象者分の記録については、かなり早い時点で解決されていたと思われます。 全国規模で、基礎年金番号実施の広報を大々的に打ち、各事務所現在の特別便のように、お客様からのハガキ回収に努めれいれば‥と反省しております。 また、全国的な統一事務処理として、再取得時の職歴申立などしていただき、随時、機会を捉えて、名寄せ作業を行なっていれば、旧台帳や船保記録など特殊なものを除き、かなりの件数が早期に基礎年金番号へ登録されていたであろうと、想像できるとともに、反省するところです。
6144	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	カセット照会を行わなければ、オンラインの画面で確認できない記録がある、未統合記録のカセットを開き、再度名寄せを行い記録確認のお知らせを送付していただきたいです。 記録の追加を行ったために年金額が下がるケースがあり、返納の了承が得られないお客様は記録統合ができない。3号期間に厚生年金が判明した場合については、返納の必要がなくなったが、他のケースにおいても救済措置があれば、スムーズに記録統合ができると考えます。	基礎年金番号に統合されていない手番が数多く存在することを、年金の裁定時に知りました。	裁定請求書の受付の際、年金の未加入期間があるお客様には、丁寧に記録の確認を行い裁定しました。 オンライン化の際、被保険者台帳との突合を行い、台帳を永久保存しておくべきであったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6145	地方庁	その他(社会保険事務所)			国民年金の記録は、以前は市町村と社保の2箇所で管理しており、突合作業も行われているとのことだったので、問題が発生することはあまり予想できなかった。 厚生年金は、以前から、研修期間等と称して未加入としたり、雇用保険のみ加入させていたりで、本人申立と会社の記録の相違があることは認識しており、裁定請求の時点等で、判明することがあったが、会社と本人との間の問題だという認識だった。 マスコミの報道により、その他の記録問題も発生していることを知ったが、年金は本人の老後の所得、ひいては、国の財政に大きく影響するので、一日も早く解決するべきだと感じた。	年金記録は、本来、ひとつの番号で管理すべきであり、政府も企業も国民も年金手帳(年金番号)を銀行の預金通帳のように、もっと大切に扱うべきだったと思う。事務所の段階で、本人から聞き取りを行い、年金番号の重複取消を何度も行ったが、本人も記憶が定かでなく、宙にういた年金はかなりあると思われる。 また、平成9年の基礎年金の導入で少しはよくなったと思う。 この件に関して、私たち職員が問題解決にあたるのは当然だが、本人や企業の協力なくしては、はかどらないと思うので、問題意識を持ってもらう為、もっと広報活動を実施していただきたい。 また、今後は以前にもまして、情報公開することが、国民や企業に対し、信頼を得ることになると思う。
6146	地方庁	社会保険事務所長	今回の記録問題に於いて、全ての年金受給者が年金増額になるわけではなく、逆に年金額が減額になったり、返納が発生している事象がある。このことについてはあまり知られておらず、現場では理解を得るのに非常に苦労している。 今後幅広く本人の申立てにより記録を認めていく方向での動きが見受けられるが、ある程度の判断基準を設けたとしても、納付事実の真偽について確認するのは非常に困難な作業になるの	基準を設けて本人の申立てに基づき納付期間を認めていくのであれば、大勢の方が年金額が増額となるが、減額返納の方も出てくる。減額対象者については、判明時点からの減額はやむを得ないと思うが、遡及して返納金を求めないようにすることはできないものか。 記録が判明し統合して年金が減額になるなら、その記録は知らないという人が出て、本人記録にもかかわらず、統合されないいつまでも未統合記録として残り続ける可能性もある。	元々申請主義であったことから、年金請求時に記録統合すれば良いという風な流れがあった事から、年金記録問題という認識はなかった。 記録については、収録漏れや、転記ミスといった記録管理者としての責任も重大であるが、十分な広報を行っていなかったこともあるが、個々人の管理責任もあると思われる。 今回の一連の記録問題が起きるまで、未統合記録がこんなに多いとは認識していなかった。	今回の記録問題により、個々人の年金制度に対する認識度が上がったことを前向きにとらえ、広報を充実させることが必要であると考える。 また、年金制度そのものが、現場から見ても複雑なものと思われることから、わかりやすい年金制度を構築していくことが必要と考える。
6147	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	解決の期限を設けて、表面的な調査をするのでなく、1件を完璧に調査すべきと考えます。	記録は重要な問題と認識していました。基礎年金番号が出来た時に知りました。	あらゆる機会を捉え、記録確認をしてきました。紙台帳を、データ化することを早い時期からするべきだったと考えます。
6148	本庁	その他(本庁)	なし	今までどおり、受給者、被保険者からの個別の相談をしっかりと聞いて、時間をかけてじっくり取り組む以外に解決策はないと思う。	戦争や洪水など災害にあった紙の記録もあるような、そんな時代のことなので放っておけば(とべつ便のように積極的に整理しなければ)、記録の漏れが出てくるのは当たり前のことだと思う。また、その古い記録を整理するのが困難なことも当たり前のことだと思う。問題は、例えば「昔の職員の字が汚い」とかそんなことではなく、困難だからといって記録の整理を先延ばしにしてきた(やってはいたが本格的でなかった)せいだと思う。また、今やっているように、見つけることができる記録は全力で見つけて支払う、ということも当たり前だと思う。 僕はこの組織に入って5年です。	記録に漏れがある、だから見つける、当たり前のことで、特に僕のような下の職員や事務所の職員は与えられた仕事をするだけ。対応が批判をあびた後になったことが一番の問題だと思う。お金や人のこともあり、問題にならなければ本格的な対応ができなかったこともわかるが、社会保険庁に色々問題があるなかで記録問題に限れば、組織の上の方にいる人や本省の人の責任だと思う。
6149	地方庁	社会保険事務所課長級以上	分からない。	なし。	厚生年金について、氏名検索により本人と思われる記録があっても、本人から会社名と勤務所在地が一致しなければ、本人と特定できず、統合してはならないと以前の事務取扱要領にはあったと思う。そのため、手番で残っていても統合する事はなかった。	期間が重複していない場合は、本人の記録の可能性(特に60歳以上)が高いため、事業所名(昔の会社名は、事業に直結する名前が多い)から職種などのヒントなどを出しながら、出来る限り思い出してもらっていた。
6150	地方庁	社会保険事務所長		電子機器を使用した記録調査手段が整備されてきたため、これまでの年金記録調査及び年金記録整備に関する知識と経験を集約し、年金記録調査の専門部署を創設すること。 記録調査能力に関しては個人差が大きいことから、能力の高い者を集中させることが必要と考えます。	厚生年金被保険者証が同一人に複数枚払い出されていることは社会保険事務所に配置された昭和51年頃から知っていた。 また、手作業であることによる書き誤りや進達もれや収録誤りがあること、手作業で記録管理したもの(台帳や原票)と電子機器で記録管理したものと不整合が存在していることは知っていた。	電子機器により管理された年金被保険者記録が完全ではないとの認識から年金請求するときには、学校を卒業してからの職歴を聞き取るなどして、本人の申し立てた期間については調査してきた。 年金被保険者証や年金手帳が同一人に複数払い出されていることは、議重複調査が不完全であったこと、台帳や原票の記録と電子機器で記録管理したものとの不整合については社会保険事務所に責任がある。 しかしながら、事業主や被保険者にも「正しい届出」の義務があり、国民全体で包括的に年金記録問題を考えることが必要ではないかと考えます。
6151	地方庁	その他(社会保険事務局)		番号払出簿により、確認と払出し時期から同じ職場の従業員からの情報提供をうける。	平成9年の基礎年金番号制により、手帳番号を随時統合してきましたが被保険者への周知意味についてのPRが不足があったため、又実施後の結果が曖昧になってしまったためと考えます。	国民年金関係では、市町村担当者との連携を図り記録整備を行ってきた。 厚生年金関係では、事業所担当者との届書類の審査時に確認を行った。 反省点の記録管理ですが、コンピュータへの切り替え後証拠台帳、厚生年金原票等の管理がなされなかったため、原本の再確認ができまくなってしまったことが問題と考えます。
6152	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特にありません。	受給者及び被保険者の皆様の協力を頂き、お一人お一人にご自身の記録等を確認して頂くことが重要だと考えます。	年金記録問題が報道されるまで、複数の年金番号を持っている人が多いことは承知していましたが、重複取消等を行うことにより統合されるものと認識していました。	公的年金各制度の共通番号の導入と国民一人一人に年金記録等をチェックして頂くシステムを早く構築すべきであったと考えます。 ただ、ヒト、カネ、モノが要求どおり措置されなかったとも思います。
6153	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません		みのもんたのサタズバでしりました。	受給権者、被保険者の方のお話を聞き、お名前や会社名等から記録をみつけるよう私のできる範囲で最善をつくしたつもりです。
6154	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	報道からの情報しかわからないので、特になし。		
6155	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	社会保険記録だけでは、限界があると思われるので、他省庁や市区町村の記録もしくは民間の記録を活用するのも問題解決への一つの手段であると考えます。	本人の記録がひとつの番号で管理されず、多数存在する問題、収めたはずの保険料記録が社会保険庁で管理されていない問題であると認識しておりました。また、数年前にマスコミ報道されてから知りました。	本人の記憶が薄れる前に、より迅速かつ正確に対応しようとしました。またコンピュータ管理の導入が遅かったことや年金記録の管理意識が希薄であった点などが反省点として挙げられると考えます。
6156	地方庁	その他(社会保険事務所)	外国人の氏名の管理が統一されていないため、氏名検索が困難になる可能性があると考えます。	全国統一の登録方法を定める。たとえば、パスポート記載のアルファベット表記にするとか。	基礎年金番号を導入したとき、果たして全て国民年金と厚生年金の登録をすることができるのか、心配していました。厚生年金については、新規番号の払い出しを繰り返していた事も知っていましたので、統一作業は大変なものになると感じていました。また、紙台帳の機械への登録が、氏名の登録誤り、生年月日の登録誤りが多数あることもわかりましたので、より問題を深刻にさせるであろうと感じていました。基番導入時の平成9年ころに問題であると考えました。	年金給付の仕事をしているとき、氏名の検索をする際、様々な読み方で検索し、できるだけ記録の発見と登録を心がけて仕事をしていました。反省点としましては、年金記録の重要性の考えが欠如していたものが挙げられると考えます。
6157	地方庁	社会保険事務所課長級以上	無し	厚生年金保険で、021－1届書をたたいても「氏名…空欄」「性別…不明」となっている手番について、早急に加入記録整備を行なう。なぜならば、記録整備されておらずに、氏名検索等でヒットしない手番がかなりあるため。	年金記録問題が起こり、職員総出で「ねんきん特別便」の対応を行なうようになって初めて「旧台帳」なるものの存在を知った。また私は、それらも含め、当然100%に近い確率で手番に加入記録が収録されているものであると思っていたが、「氏名…空欄」「性別…不明」「生年月日…不明」という手番があまりにも多いことに驚いている。 また平成20年に、厚生年金手帳記号番号払出簿を見て、地方庁で氏名・生年月日をWMに登録すせよ、という庁からの指示にも驚いた。過去に、地方庁から庁(業務センター)へ払出簿の写しを送付しているにも拘らず、平成18年度あたりから何度も払出簿の写しの提出を求められたが、いったい過去に各地方庁から送付された払出簿はどこへいってしまったのか？ その処理に携わっていた職員は、加入記録はおろか、氏名、性別や生年月日が収録されていない手番が多数存在することは承知できていたはず。なぜ早急に整備に着手しなかったのか？それは、年金記録問題が起こる前に年金相談業務を行なっていた方々は、090届書で氏名検索して表示がなければ加入記録は無い、と来訪者に応答していたため、今思うと、その方々が不慣	地方庁としては、930届書入力によりカセットを開く依頼をするしかない。 全国でオンラインシステムがつながってから20年近く経過したのに、これまでなぜ全ての手番について、カセットが開かれて記録が画面照射される状態になるように業務を行なわなかったのか。
6158	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	職員一丸となって真摯に業務にとりくむ。	年金記録がもれている問題と認識していました。知ったのはテレビなどで放映されてからです。	仕事上資格照会業務についていたので、必死になって土日もふくめ大量の業務をこなしました。昔の職員がしっかりしていなかったのが反省点でしょう。
6159	地方庁	社会保険事務所課長級以上	期間が増えるのに年金額が減るケース。	もっと広報などに記載してほしい。	世間に周知をしっかり行わないで基礎番号化した結果、手帳番号がこんなに存在していたことは、驚いている。	出来る限りお客様の立場に立って相談し作業を行った。
6160	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	本来受け取れるべき年金がもらえない方がいると思い、重要なことと認識していました。存在を知ったのは、広くニュースになった頃です。	お客様の照会に対し、できるかぎり丁寧に接客をするようにしました。反省点としては、年金制度の周知が足りなかったこと、職員が問題を把握し、問題意識をもった対応をしてこなかったことが挙げられるとおもいます。
6161	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	現行の方策(紙台帳とコンピュータ記録の突き合わせを行うとともに、ねんきん定期便等によりお客様にご自身の記録を確認していただくこと。)	平成9年の基礎年金番号導入時に、基礎年金番号に未統合である記録については、本人確認により早急に整備すべきものとの認識。	平成9年頃は、過去記録整理事業が検討されていたので、当時は本事業による対応で良いのではと考えていましたが、現時点においては、当時からねんきん定期便等による対応を行うべきであったと思います。
6162	地方庁	その他(社会保険事務所)	共済受給者の加給金の過払い	業務センターと共済との連携を密にする	国民一人一人に関わる重大な問題	年金をもらえるのは、年をとってからだから今の記録が不十分でも問題ないだろうという意識。過去の職員の負の遺産に現職員は苦しめられている。
6163	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録問題を解決するためには、過去の間違いを正し、今後このような間違いを繰り返さないようにしなければならない。 そのためには、 ①機械化前の記録と機械化後の記録をすべて確認し、正しい記録にする。 ②基礎年金番号に統合されていない記録を、本人確認をし、統合する。 ③年金の被保険者や加入事業所に対しの広報を強化し、制度への理解を得られるように、また、正しい届出がされるようにする。 ④研修や会議等で年金事務を運営する職員一人一人が、年金という誤りがあってはならない事務処理を担っている、という事を十分に認識できるようにする。 ⑤法令遵守や正確で迅速な事務処理のために、法律・通知・通達に基づく事務処理方法をできる限り細かくマニュアル化し、いつでも、どこでも、だれでも、同じ事務処理が出来るようにする。 ⑥年金の運営者および加入者(加入事業所)が、制度を正しく理解、正しく事務処理できるよう、社会保険をわかりやすく簡便な制度に改正する。 以上のようなことが必要であると考える。	年金記録問題は、 ①機械上に記録はあるが、基礎年金番号に統合されていない記録があること。 ②機械化前の記録を機械化する際に、入力誤り・入力もれとなっている記録があること。 ③事業所からの届出内容が、名簿への記載(機械化前)や機械への入力(機械化後)の際に誤っている記録があること。 ④社会保険制度(事務処理を含め)が複雑であることや、社会保険庁の広報・指導不足があることにより、事業所から正しく届出されていない記録があること。 ⑤法律・通知・通達に則した事務処理がされていなかった場合があったこと。 などにより、年金の被保険者の方々に正しい年金が支給されない、ということであると認識している。 年金記録問題として認識したのは、この2～3年であると思う。	①年金特別便などの年金記録の照会については、最優先に行い、また、正確な調査を心がけた。 ②正しい事務処理が行えるように、事務処理誤りが無くなるように、今までの事務処理方法を単純に行うだけでなく、法律・通知・通達・業務処理マニュアルなどにより確認を怠らないようにするとともに、より効率的で正確に処理できる方法を検討しながら事務処理を行うようにした。 ③正しく届出がされるように被保険者、事業所の担当者などに対しては、社会保険手続きなど十分説明するようにした。 以上のように対応しました。 この問題についての反省点としては、 基礎年金番号に統合されていない記録の問題は、「年金給付の際に確認し反映されれば正しい年金を支給できる」として、積極的には行ってこなかったことが原因と思われるが、被保険者の立場に立つならば、すぐにでもすべての記録を統合していくべきであったと考える。 この問題のように、今まで被保険者の方々の立場に立った事務処理が出来ていなかったことが一番の反省点だと考える。
6164	地方庁	その他(社会保険事務所)			早急に解決していかなければならないことだと思いました。	全課体制で取り組むことにより積極的に記録確認に努めた。
6165	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		全国民に対して年金制度の信頼を損ねる問題だと認識しました。 そのことを知ったのは平成19年頃です。	国民の不安を解消するため、窓口・電話等での問い合わせに対して、真摯に受け止め丁寧な対応をするように心がけた。 反省点は持ち主の特定できない年金記録を問題が発覚するまで放置してきたことと考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6166	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません		多くの方が年金の事を理解出来ていない事が、年金問題をさらに大きくしていっつたと思います。 今現在でも国民年金と厚生年金の基礎年金番号は、別の番号と思っている人も多くいます。	会社を辞めた時は国民年金に加入しなくてはいけない事や、夫が65歳で妻の3号がきれる事などその場その場で丁寧に説明させて戴きました。
6167	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	報道されたもの意外には、承知していません。	ひとつ、ひとつ、真摯に対応して、処理をしていく以外に一度に解決する方策は無いものと考えます。	17年？に国民年金被保険者の方が、来所され未納付となった期間について、領収控えを持って見えたことがあったが、ご本人の転居が年度末から短い期間で複数回あったことから、市町村からの納付データが間に合わなかった、特異なケースと考えていました。 その後、報道等で同姓同名の問題等を耳にしたのち、そのような問題があることを認識するに至りました。	率先して市町村を訪問し、状況等を説明と住民の方への情報提供をお願いすると共に、窓口、電話等において被保険者・受給者の方に納得していただけるよう相手の方の身になっての対応を心がけました。 複数の年金手帳・年金番号を有していても、年金請求時には本人の職歴等の申し出から確実に一本化されると安易に考えたのが誤っていたのではないか、 適用事業所の申請であることから新規の場合は誤字脱字があっても、チェックができないこと。 遺族年金の請求時には家族が行い、全ての職歴を認識していないこともありうること。 このような反省点が挙げられると思います。
6168	地方庁	その他(社会保険事務局)	たとえば、名簿の書き換えや、機械化による入力において、チェックが不十分なため、記録が不完全なもの、年金番号の重複払出、戦災等による名簿の消滅等があって、記録の確認が困難なものがあること。 制度の周知がされていない、国民皆保険となっていなかった実態があるにもかかわらず、就職が保険制度への加入であると誤解している面も多い。	各県において、記録管理の方法や実態に違いがあり、専門的な知識を要するので、対応できる職員を養成すべきだと考えます。 あわせて、記録問題の状況をきちんと国民に知らせるべきであると思います。	記録の整理、整備が不十分な状態にもかかわらず、基礎年金番号による統一を図ろうとしたことでひずみが出てくることは危惧されていました。	長期的な視点に立って年金記録問題を解決しようとできなかったことが反省点としてあります。
6169	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	一件一件正確に処理していくしかないと思う	3年くらい前	一件一件正確に処理しようとした。
6170	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	わかりません	宙に浮いた記録の件数の多さに驚き、大変な事だとおもいました。問題を知ったのはテレビ等で報道されてから。	とにかく一人ひとりの年金記録が、一人でも早く解決出来、安心してもらえるように日々の仕事に取り掛かりました。 一件一件調査するのにかなりの時間と労力が必要。もう少しわかりやすいシステムになれば思
6171	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	海外から日本に来て、働いていた人で、厚生年金に加入したことのある人がいたとしても、外国人の方については、氏名の読み方がいろいろと考えられるため、氏名検索をしても、その方の被保険者期間を見つけ出すのは、困難である。	外国人の方を適用する場合は、カタカナで氏名を入力するのではなく、アルファベットに入力することを徹底する。 また、基礎年金番号通知書を本人に渡す際には、この基礎年金番号にて、日本の保険期間が管理されていることを理解させて、日本の期間を照会する際には、この番号が重要であることを理解してもらう。	年金を裁定する時には、裁定請求書に自分の職歴を記載していただき、その職歴と、その方の被保険者記録が一致することを確認している。 しかし、職を転々と変えている人であれば、自分の職歴がはっきりしない者も おり、そういった方が自分の記録を確認することができずに、年金を決定してしまうことがあることは、私が社会保険事務所の年金給付課にいた、昭和63年 当時もからも存在することは、知っていた。	年金を請求しに来る者に対しては、被保険者期間にもれがないことを確認していただくことを徹底し、対応していた。 平成9年1月以前は、それぞれの制度(厚生年金、国民年金、船員保険)で、年金手帳が発行され、違う番号でそれぞれの被保険者記録が管理されていた。 平成9年1月時点から、基礎年金番号に一元化されたわけである。 この一元管理を、国民年金制度ができた時(昭和36年)から行っていれば、よかったと思う。 また、年金制度の重要性について、若い者に認識してもらう努力がたりなかったのではないかと
6172	地方庁	その他(社会保険事務局)				
6173	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	地道に1件ずつ正しい年金額の支払(再裁定)を行い、納付記録の回答は速やかに回答の上やっていく以外にないと思う。	業務課や年金相談コーナー在籍時、基礎年金番号に統合されていない手番が数多く存在していることは認識していたが、最悪でも裁定請求時に統合は可能であると考えていたし、当時過去記録調査の送付等も行われており正直国会やマスコミで騒がれるまでは大問題であるとは考えていなかった。 また、国民年金保険料の納付記録が消えているなど想像もできなかった。	裁定請求書を受付の際は、旧姓も含め必ず制度共通氏名索引を行い(自分以外の受付も含めて)、本人に電話などで記録の確認を行ってきた。それは記録問題の解決としてというより再裁定を減らし、本人に不利益を生じさせない(時効消滅)ようにといういわば当然の対応である。 問題としては現役の被保険者の人はともかく受給者に対しては古い未統合の手番があるのは皆ある程度わかっていたはずなのに放置していたこと、能動的にこちらからの働きかけをほとんどしなかったという点が挙げられると思う。
6174	地方庁	その他(社会保険事務局)	これまで以上には今のところ思いつかない。	やはり紙台帳時代のものが確認作業において困難となっていると思います。現職員自体すでに機械化されてから入ったものも多く、当時の記録などをマイクロ化したものは常に目にしているものの、もっと詳しく教えてほしい思いもあります。当時勤めていた職員OBの方にも是非ご協力いただき、ご教授いただければレベルの向上にも繋がると考えます。	手番記録が統合されずに残っていることについては、承知していましたが、これだけの件数があるというのは全くわかりませんでした。窓口にいらっしゃるお客様で統合の必要な方については常に処理してきたつもりではいましたが、なかなか終わらないとも思っていました。 どこかで、それぞれ今後年金受給される年齢になるまでに整理されれば良いのではと考えていた部分もあったのではとも思います。 特に寛次に感じたのは、今回の5000万件などの新聞やニュース報道がされてからと思います。	お客様との相談の際は、できるだけ多くの情報を聞き取り漏れがないようにすることを心がけました。かなりお叱りも受けましたが感謝もされたと思っています。 手帳をなくしてしまうと、これほど探すのが困難になるというのは制度的な未熟さもあったのではないかと思います。また、申請に頼ってきた部分も曖昧さを残した気がします。 この問題が出てすぐに「社会保険事務所にすぐかけつける」というような風潮が残念だったと思います。順番を決めて対応していくとはできなかったのか。
6175	地方庁	その他(社会保険事務所)			健保厚年の業務課に配置になってから、資格取得届の処理の際に手帳番号を複数持っている方たちが少なくなく、しかし年金受給時に最終的に確認していると思っていました。	電話や窓口で相談をうけた時は統合の案内をしていましたが、今思えばそれだけでは全体から考えればほんの一部に過ぎなかったと思います。
6176	地方庁	社会保険事務所長		宙に浮いたとされる年金記録がどこに存在しているかを考えたときに、早急に手掛けなければならないことは、まず社会保険業務センターが保有している全ての未開封のカセット記録等の年金記録情報をオープンにすることではないかと思います。 社会保険事務所等のWMから容易に確認できれば、お客様への対応も流れが良くなり、解決に向けて大きく前進するものと思っています。 また、社会保険庁自体で解決に向けたしっかりとした対策案があるならば、国会等からのいろいろな意見を聞くことも大事だと思いますが、振り回されること無く貫き通すことも必要と思います。	当初は被保険者の方が過去に何カ所かの事業所に勤めた場合に、その都度新たな年金番号を取得したため、記録の統合に時間を要してしまったものと考えていました。しかし、大きな原因のひとつに社会保険庁側の記録管理に問題があるのだと認識したのは、各社会保険事務所に記録整備事務員が配置されたときでした。	より複雑となった基礎年金制度等の導入時において、十分に国民の皆様へ制度周知ができていたのか疑問が残ります。 多くの方が基礎年金制度導入前の比較的分かりやすい年金制度を期待していたとのお話を伺うと反省を要するものと思います。
6177	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らないと思います		年金記録問題を知ったのは、ニュースで騒がれるようになってからですが、あまり深くは知りませんでした。 今年、産休職員の臨時として社会保険事務所で働くようになって、年金記録問題の実態を知りました。 こんなにおおごとになっているとは思わなかったので、驚きました。	年金給付課で働くようになって、電話応対ではとてもお怒りの電話を受けたりと、とてもたくさんの電話がなり、大変な職場だと思いました。 当時はまだわからないことが多く、あまり役に立てないことで申し訳ない気持ちでした。わかるようになってきた頃には、電話をして本人の記録かどうか確認して、すぐに処理にまわすようにしました。 今は、何とか早く記録を調査し再裁定の処理を早くまわすよう、先駆と流れ作業で業務を行っております。 この年金記録問題について、今まで働いてきて年金を納めていたのにそれが抜けていたという事を当事者の立場で考えてみれば、確かに怒れてくるものだと思います。ですが、自分の記録を覚えてなかったり、あまり内容を理解していない方も多いと思います。国民ひとりひとりも意識を高めていかなくてはいけないと思います。その為には、勉強会や説明会を行う事も必要だと思います。 たくさんの国民の記録を預かるというのは、量もとても多いし、多大なる責任も負うことになりま
6178	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。		基礎年金番号が付番される前は、事業所から資格取得届の提出があった時に年金手帳の提出がなければ、新規で年金手帳を発行していたために、記録漏れが発生した。	事業所に新規の採用者の確認をしていた。が、事業所も途中入社の人に職歴を確認していなかっり、本人も職歴を偽っていたときは、確認が取れない。
6179	地方庁	社会保険事務所課長級以上		既に作業が進められておりますが台帳記録のデータ化により、オンライン記録との記録の突合を行うことがまず必要であると考えます。またそのデータについても様々なデータの癖や確認方法がありますので、調査の際にはこれらのことにも精通している職員及びその育成が必要であると考えます。 また社会保険庁が保有する共済記録については、現在中途半端な状況であり却って混乱をきたしております。これについても早急に整備すべきであると考えます。	年金記録問題のうち、いわゆる宙に浮いている記録については統合作業を行うことで問題ないと考えておりました。被保険者の方におかれても年金手帳紛失等で新たに加入手続きをお取りになったため、記録がばらばらになっていることもあり、こういったことも含めて社会保険庁にすべての責任があるような一方的な報道には、被保険者の方の不安を煽っただけであると思い、やるせない気持ちでおりました。 しかしながら、年金の記録自体あるいは業務内容にも問題があることが次々と明らかになり、制度の根底を揺るがす大変大きな問題であると思いました。この問題については膚々と可能な限り過正な記録へと訂正する作業を進めるしかないと思います。 紙台帳とオンライン記録の相違があることを知ったのは国民年金業務課に配属された平成7年ごろであったと思います。ただし、これほどまでに多くの事例があるとは思いませんでした。	いかに今ある資料の中で正確に調査し、かつお客様には誠実に対応するかを考えるしかないと思いました。 反省点としては紙台帳の杜撰さをより早いうちに深く認識し、オンライン化した際、もしくは遅くとも基礎年金番号を創設した平成9年1月には大規模な確認作業を行うべきであったと考えます。 私自身平成5年に採用され在職年数は16年ですが、紙台帳の時代を知りません。私より若い職員が多数を占める状況で昔の記録を確認する作業は、当時の細かな処理状況を知るすべが少なく困難なことも多いですが、オンラインへの様々な情報の登録により以前より格段に改善されてはおります。 一刻も早くこの問題が解決へと向かうよう、また今後の記録については一分の狂いもないようシステム構築、人材の育成、組織の熟成が必要であると考えます。
6180	地方庁	その他(社会保険事務局)	ないです。	問題発覚当初、次臣の期限内に○○万件の解明をするとおっしゃっていたのは、現場の意見もきいた上の寛言なのでしょうか？難しい期限を設けて完全な用意もないまま現場に指示するだけでは現場も苦しいと思います。今後目標を提示して行うのであれば、現場の意見や状況も聞いて決めていただいたほうが、不信感を招かないほうがいいのではと思います。	正直過去の退職者の方たち等が適当に記録を管理していたことによる後始末と認識していました。 2007年9月ころ？	その当時の業務や時代背景が分からないまま目の前にある問題業務、窓口業務をただひたすらやるだけで、誰に聞いてもわからないことなどもあり手探りな部分もありました。 現時点で現場で記録問題の業務をしておらず、現状がどうなっているか当時から改善されているかも分からないのでなんとも申し上げられません。
6181	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	昭和61年3月以前は、厚生年金や共済組合等に加入している者の配偶者は国民年金に入っても入らなくてもよい。いわゆる任意加入であった。任意加入していた者でその期間に厚生年金期間が判明した場合、登録するとなれば厚生年金加入年月日に資格喪失となり、その月から任意加入中納付された保険料を還付することになる。もし、その者が年金受給者であれば、判明した厚生年金期間が通常短いので、年金受給額が減額してしまい、最大5年間遡って差額の返納が必要になる。還付をうけられるが、大きく損をする。	第3号期間を持つ年金受給者が裁定後に新たに厚生年金期間が判明したとき、本人からの申し出してもらうことにより、厚生年金を統合した後厚生年金喪失時に第3号の届出をしたものと見做す取り扱いができるようになった。(6)の例では、保険料をきっちりと納付されているにもかかわらず、厚生年金が判明したときは、その後の保険料納付を認めないのは、制度的におかしいと思います。本人から申し出があれば、厚生年金喪失時に任意加入の届出があったと見做す取り扱いに変更すべきと考えます。	やはりオンラインの導入が世間一般に比べて遅すぎたので、データの管理がきっちりできなかったことが問題であった。一人の者にたくさんの年金手帳番号を払い出してしまう結果となった。年金問題が発生してからです。	手書きの名簿をオンラインに収録したとき、誤入力がたくさんあったが、充分に点検できていなかったことが反省点です。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6182	地方庁	社会保険事務所課長級以上			特別便を発送してから、窓口対応を行った時に多くの来訪者があったので、そのころにこの問題に対して危機感を覚えました。	特別便に記載されたことに基づいて、調査をし、早めに回答するよう努力しました。業務センターから回送が遅れたこともあって、回答がかなり遅れたことが反省点としてあげられると思います。
6183	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ございません。	(6)の解決に向けてということであれば、問題が有りませんのでございません。	消えた記録、または、宙に浮いた記録ということではなく、ご本人様の記録として特定されておらず、統合されていない記録があるという認識をしていました。 氏名のない記録、不完全な記録等が存在していることは、約15年前に知ってはおりました。	約15年前に1,440万件の旧台帳記録がカセット状態であったので、すべて開いてオンライン記録に載せることを事務所内において提案したことがあります。ただし、上部に伝達されたかどうかは、記憶がありません。 紙台帳での管理は、限界があることから、オンライン記録に載せたことは画期的なことであったと思います。ただし、入力時点においてチェックがに甘かったことが最大の反省点であったと考えら
6184	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	現在行っていることを、地道に1件ずつ行って行くしかない。そのためには、人手が足りないと思います。	在籍したのが、平成9年なので、基礎年金番号が導入されたときでした。初めて知ったのもその頃で、言われるがままに、被保険者が、回答をしなかったから記録がもれるとのことでした。会社に就職する際も手帳を提示しないのが悪いみたいな感じでした。ただ、救済じゃないですが、年金請求時に記録の確認をするから、もれはないと教えられました。ただ、自分自身も在籍するまで、年金って何だろう?という感じでしたので、世間は手続きや制度について知っているのだろうか?という疑問がありました。特に若年層についてはそう思いましたが、社会にでて勉強していくことなのかな?という感じでした。こういう問題が世間にでたとき、自分が若いときに抱いた疑問はあたりまえのことで、あたりまえのことができていなかったんだなと思いました。	私も基礎年金番号通知所が1年近くも届かず、何をしているんだろう?と思った経験があったので、大切な加入記録なので、1件1件必ず記録はあるはず'という気持ちで窓口で対応してきました。 この問題について、制度の周知がいきとどいてなかったことが一番だと思いました。実際私もこの仕事についていなければ、なかなか知ることのないことだと思いました。
6185	地方庁	社会保険事務所長	知りません	問題をしりませんので不明です。	私の入庁前に発覚していましたので、記録管理のずさんさに驚いたとともに国民生活にとって非常に重要な問題であること、一番感じたのは社会保険庁のみならず、行政への不信が、更に増大すると感じました。	信頼を回復するという前提で、仕事に望みました。具体的には顧客対応を誠意を持って行うことが基本であると考えました。 基本的には記録管理に関する考え方、国民の記録管理は非常に重要であるという意識が少なかったのでないか?この記録管理は昭和17年以降の積み重ねであり昭和37年にできた社会保険庁のみの責任とは言えないが、それ以降管理責任はあったのは間違いのないことであり、全ての面で、まず反省の立場に立って改革を行わないといけないと考えます。 それを職員一人一人が認識しないと、今後についても同じことが繰り返される可能性があると考えます。
6186	本庁	その他(本庁)		とにかく、被保険者台帳の記録を全て手番記録に収録すること。 これが出来てないと話になりません。 台帳記録をOCR帳票に転記→一括読み取りで記録登録とか出来るようになりませんか。 あと、カセット記録になっている手番記録はすぐに開放すること。	過去の記録不整備(氏名の読み仮名誤り・生年月日誤り・事業所記号誤り等)及び本人の責任(就職のための生年月日虚偽申告や本人都合による氏名虚偽申告等)による別人扱い。 今後はともかく、過去の記録誤りについては本人から何らかの申出が無い限り確認不能と思われた。 そういった事例があることは、採用直後から承知。	本人からの申出(相談)があれば、可能性のある全て読み方での氏名索引により当該記録が無いかを確認。 出てこない場合は、氏名収録漏れや、生年月日収録誤、そもそも記録収録がされていない等の可能性があるため、期間照会を行うよう指示。 期間照会担当時代は、WM上で検索できなかった場合は必ず被保険者名簿の確認(申出期間の前後4～5年の期間での確認・類似名称の事業所についても確認等可能性のありそうなものは一通りチェックする)等での対応。 個人でできる事はこの程度です。 反省点(問題点)としては、収録内容に問題があることを職員単位では承知していても、それを解決しようとする組織としての対応の無さ。 問題があるのを承知していて、事態を放置し対応しなかった庁の責任でしょう。
6187	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				
6188	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。			
6189	地方庁	その他(社会保険事務局)	平成21年9月に謝金職員として採用されたばかりなので、わかりません。	今現在、事務所にある名簿等を画像化している最中であり、完成してから一気に作業してしまった方が効率がいいと思います。	現在記録問題に多少関わりのある仕事をしていますが、年金手帳が制度によって交付されることも問題のひとつであり、制度的な問題があるのではないかと。私自身も事務局で働くまでは、年金に対して身近な問題ではなかったです。 年金記録問題はテレビや新聞報道で知りました。	与えられた仕事の中で、1件1件丁寧に対応したい。
6190	地方庁	地方社会保険事務局長	ありません。	国民の皆様に負担をかけることは承知していますが、現在、取り組んでいる「ねんきん特別便」、「ねんきん定期便」による年金記録確認方法に較って、進めていくことが最善だと思います。 そして、「安心」をご提供するため、 ①今後は、既に大体できていると思っていますが、いつでも(インターネットや年金事務所の窓口等で)ご自身の年金記録を簡便に確認できる体制を作りあげ、PRを行って国民の皆様に利用いただいき、納得のいく調査をきちんと行い、その実績を積み重ねていくこと、 ②もうひとつは、今現在も新しい年金受給者が生まれているわけですが、これはすぐにできると思いますが、年金裁定時に年金額の計算の基礎となった加入期間にかかる会社名、標準報酬月額を通知すること(現在は、総加入月数と平均標準報酬月額しか通知されません)、 に取り組んでいくことだと思います。	年金記録関係業務に携わったことがなく、平成18年の「日本年金機構法案」の審議の過程で初めて認識しました。	反省点としては、次の点が上げられると考えます。 ①高度経済成長下、飛躍的に増大する事務量に対応する人員と予算を確保できず、事務処理体制の構築ができなかったこと。 ②年金の記録はいわば国民一人ひとりの人生をトレースするもので、それを行政が完璧に記録することは、当時としては技術的にも不可能であるはずなのに、そのことを明確に認識していなかったのではないか。 ③これまで、このような年金記録の特殊性から国民の皆様にも責任の一端を担っていただくよう説明し、協力いただく努力をしてこなかったこと。 ④国民の最後の年金記録の確認機会である年金裁定時に、(7)にあげましたが、加入期間等確認に必要な情報をお知らせしていなかったこと。
6191	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	重大な問題と思っていた。 報道があり、存在を知りました。 しかし、これほど多くの方が記録不備になっているとは思いませんでした。	相談に来た際に、職歴・旧姓・同僚等聞き取り、本人に確認するようにしました。 本人が亡くなっている場合、配偶者・子・兄弟等に聞いていただき、再度来所いただくよう説明をすること。 まだまだ、不備な記録が収録されているため、早急に対処願いたいです。(オープンされていない記録等)
6192	地方庁	その他(社会保険事務所)			紙台帳をオンライン化するときの入力誤りや、オンライン化の徹底がされなかったために本人に対し、記録の存在をこれまで案内できなかったことによる問題。また、本人から申告されたもののみを年金記録とし、氏名や生年月日から疑われる記録を本人に十分に確認してこなかったことにより、誰のものでもない宙に浮いた年金記録が多数できてしまったという問題。 問題を知ったのは、3年程前と思います。	窓口業務において、年金記録を十分本人に確認してもらいました。また、旧姓を確認することと、氏名検索で読み方を変えてあらゆる方向から記録がないかを調べるようにしました。本人から申し出のない期間についても、疑われる記録がある場合については、当時住んでいたところを確認する、また本人が思い出せない場合についてもどういった生活を送っていたか、当時何があったかなどを思い出していただけるようしながら、本人の記録であるかを慎重に確認しました。 反省点は、これまで職員の記録確認が不十分であったこと、オンライン化された年金記録に誤入力などが多数あり記録が見つからなかったことが挙げられると思います。また年金記録問題が起きたときに記録整備が不十分のままご本人様への記録確認がスタートしたことも、何度も高齢の方に確認のお願いをするなどご本人様への負担が大きかったり、記録調査に事務量が増大し、記録整備やご本人様への回答が遅れた反省点として挙げられると思います。
6193	地方庁	その他(社会保険事務所)		勤務されていた記録や国民年金の納付記録は違うため、一日でも早く解決できるように、今行っている記録問題への対応を、適正かつ迅速にひとつひとつ処理していくべきだと思います。記録問題だけに対応できる時間が少しでも多くとれるように、通常業務を現状より少しでも早く処理できるように、処理能力を向上させる。	記録問題が報道されたときに知り、コンピューター管理しているのに、国民年金を納付されたり、勤務された記録がなくなるとは考えもしてなかった。	窓口にたくさんの記録問題の影響を受けられてしまった方々が来られているため少しでも早くそして丁寧に一人ずつ、どう記録が間違っているか聞き取りをし、中には年金制度への質問のために来られている方もいたため説明をおこなっていきました。反省点としては、記録管理する際の確認作業が不足していたからだと考えます。
6194	地方庁	その他(社会保険事務所)			新規採用時(H5. 4月)の配属先が年金給付課であったが、窓口対応の際は氏名生年月日索引での記録漏れがないか確認するのが常識であった。つまりその段階で記録漏れ問題の可能性は重々にあったと思われる。(当時は若輩のためそこまで考えが至らなかったが) 内容については社保庁側の登録変換ミス。事業所側の本人が年金手帳を所持してないかの確認をしてなかった、またその際に社保庁側でも確認が十分になされてなかった。本人の会社雇用時の申請内容間違い。本人が知らない(忘れている)などが考えられる。H9年時の基礎年金番号制発足時に序々に改善にむけて動き始めたが、国民年金、厚生年金、船員保険、共済組合それぞれで手帳交付や、記録管理がされており不便であるとは感じていた。	電話、窓口対応時に、氏名(旧姓)生年月日、アルバイト・パートとしてでも勤務されたことはないかなどの本人への確認は常に行っていた。 対応職員の個々での対応に任されていた感は否めない。早くにマニュアル化すべきことであったと思う。また、年金制度間の連絡不足、事業所・被保険者数に応じての社会保険事務所職員の不足(整理)などが、結果として不十分な事務取り扱いにつながっていたのではないかと思う。 仕事に対して必要人数を数字化(小数点まで)しても、時間帯によって遠いの発生もあるし、0.1の仕事であろうが、0.9の仕事であろうが接客対応するためには1名必要である。職員不足はサービスにあたっては全職種共通の問題と思われる。
6195	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にないです。		記録確認及び記録統合作業は、最終的に年金請求時の際、本人に勤務期間等の確認を行うという認識でいました。	基礎年金番号導入の際、記録確認を行い統合作業を行うべきであったと思います。
6196	地方庁	その他(社会保険事務局)				
6197	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在に至っては、方策は考えつきません。 しかし、再裁定にあまりにも時間を要しているため、トラブルも多くあり、 再裁定の返戻についても時間がかかりすぎている。 再裁定、支払いまでの時間短縮が問題の早期解決に結びつくこともあり、 再裁定審査時の改善ができないものかと考える。	平成5年に入職し、業務をする過程で認識していた。 いつか、大きな問題となると感じていた。	年金給付、年金相談に配属されたときに、お客様の記憶等を呼び起こすような工夫を行い、記録漏れ等ないように対処した。 反省点として、制度運営を行っていくうえでの記録管理のシステムの遅れ、 制度の周知の徹底、職員の業務に対する認識の甘さと考える。
6198	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません		将来の暮らしをささえる年金の受給にかかわる重大な問題だと思いました。 17年4月ごろです。	来訪や電話での相談時に丁寧にわかりやく説明するようこころがけました。 大量な書類に追われたのかどうなのか知りませんが一人一人、一枚一枚の書類を大切に処理することが重要だと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6199	地方庁	その他(社会保険事務局)			制度の問題があるのではないか。国民年金保険・厚生年金保険・船員保険と制度間の相違もあるし、高齢化社会が顕著に現れた当時、財源である保険料を確保する論理が先行していたような記憶もある。	教育や広報の問題があると思う。実際、厚生年金業務を携わった者として、お客様が「個人」ではなく「会社」であったため、制度自体「国民」へ周知できなかったと思う。 しかし、届出書提出義務者、保険料納付義務者については、「事業主」であるため、やむなしとも感じる。 年金について興味をもつのが受給資格取得時辺りだとは思うが、今回の記録問題を契機に、もっとわかりやすい広報誌や説明本等を発信してもいいのではないか。
6200	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	年金記録問題については、一件一件丁寧に解決していくしかないと思います。	庶務・会計・健保給付の経験しかなく、マスコミ等にとりあげられるまで、認識したことはありませんでした。 年金記録問題の存在を知ったのもマスコミの報道からです。	ねんきん特別便等の問い合わせに対して、真摯に取り組み、回答していただくよう、説明した。 基礎年金番号への実施の際、国民への周知が足りていなかったと思います。
6201	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	担当部署だけの対応でなく、全員が同じ意識を持って対応に当たる。 係りによって問題意識に対する温度差がある。 機械化以前の古い名簿等は、経験者の知識が不可欠なので、人材確保にも努力が必要。	年金相談室で相談業務を行う中で、統合されていない記録や、カセットのままになってる記録が存在することは知っていたが、これほど多くの記録があるとは正直、驚いている。	かつて、「本人が思い出せないものは統合せず」としていたものが、この問題以降は、180度転換しこちらから情報を与えて回答をいただくようになったが、今後も本人の記録と判断できる記録は、亡くなった方も含めて処理を進めていくべき。
6202	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		統合されていない手帳番号があるという認識はありましたが、5000万件もあり、いわゆる年金記録問題と言われるほどだとは、国会等で明らかにされるまで知りませんでした。	制度発足時から記録を厳格に管理していればよかったのはもちろんですが、遅くとも基礎年金番号導入時にきちんと番号の統合や記録の確認をしていればよかったと思います。
6203	地方庁	その他(社会保険事務所)		1つ1つの事例が異なるので、1つ1つ丁寧に対応していくしかないと思います。また被保険者の方に不信感を与えてしまっているので、毎年年金記録や保険料の金額についてお知らせするべきだと思います。	年金裁定時に記録を確認しており、また台帳の管理もしていたと聞いていましたので、このような問題になるとは考えていませんでした。問題の存在を知ったのは報道等で問題が明るみに出てからです。	非常に多くの方から窓口や電話で照会を受けましたので、できる限り迅速にそして丁寧に受け答えができるように心がけていました。反省点については、ある程度の期間の範囲内で保険料の確認を事業所にするだけでなく、被保険者の方に記録の確認を行うべきであったと思います。
6204	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	承知していない。	現在取り組んでいる、ねんきん定期便等による確認による記録訂正(第三者委員会を含む)を継続する必要があると思われる。	実務として携わったことがなかったので、問題認識はなかった。このような問題があることを知ったのは、19年のはじめ頃だと思う。	当時の事務処理の仕方のまずさや、記録管理の不十分さ、職員の年金記録に対する意識が希薄であった点等が反省点として挙げられると思う。
6205	地方庁	その他(社会保険事務所)	分かりません。	年金記録問題が表面化してから、ねんきん特別便、ねんきん定期便、各種年金記録確認のお知らせ等及び事業所検索システムの構築等で解決に向けて対策はとられているかとは思います。それによっても解決されなければ、そこからが本当の意味での解決策が必要となってくると思います。それは、何だろうと考えると、なかなか思い浮かびませんが、究極の方法としては、名寄せ手番の対象者に対して事業所名についても通知してご本人のものかどうか回答してもらう方式で通知を出すなど。ただし、虚偽申請の場合も考えられるので、危険なところではありますが・・・。 いづれにしても、放置することは出来ないので、今後自分自身の問題と認識し、対策を考えない	自分が携わっている仕事で、このような問題が発生し、とても残念でした。いわゆる宙に浮いた年金記録の解消に向けて、お客様からの申出に真摯に受け止めて調査して、未統合記録を解明することが第一の問題と考えました 。それまでは、基礎年金番号導入時に回答いただき記録の統合が進んでいるものと思っていたので、記録問題が表面化した時にはじめて知りました。	まず、お客様のお話をよく聞き、何十年も前の事にもなるので、どんな些細な情報でも聴き取り、自分自身の問題と認識し、あきらめないで根気よく調査にあたりました。 反省点としては、過去の記録管理のずさんさ、社会保険庁で保有している情報に対して将来の年金受給の原資となる重要な記録だという認識が甘かった事ではないかと考えます。
6206	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			当初すぐに(簡単に)解決する問題と思っていた。存在を知ったのは各種報道がされるようになった平成19年ごろ。	
6207	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	通常業務とは別に組織を作るべきだと考えます。 現在、年金記録問題に追われ通常業務に影響が出ます。	昭和17年からの台帳が劣化したり、記載誤りや判読不能の文字があったりしたものを目にしたとき。	個別に対応するしかないと思ったが、自分は間違わないよう気をつけようと思った。 改善できたかわからないが、何か行動すべきでした。
6208	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	現在、未統合の記録については、1件ごと精査する必要があるため、中途半端な名寄せを行わず、旧台帳記録等の突合を完了したのち、再度検証することが肝要と考えます。 色々なパターンの記録調査が重複しており、これ以上新たな取組を行わないで、既に取組んだ範囲の処理をまっとうすることが大切と思います。 年金受給権者、被保険者の皆さんの不安を煽ることで、無用な相談や苦情が増えないよう整理するものです。	平成19年の記録問題の発生までは、過去の記録においてここまで管理不十分になっている事実を認識していませんでした。 確かに過去の業務において、喪失被保険者ファイルの補正など、記録の不整合な方がいらしたことは記憶していますが、事業所整理記号の重複払出や国年特殊台帳の管理の曖昧さを初めて認識しました。	過去の事務の取扱いや確認不足が原因であっても、現在勤務する自分たちが解決すべき問題と考えます。 事務局に在籍している関係から、本庁からの作業依頼や取扱いの連絡を管内事務所に伝達指導することを行っていましたが、記録問題の解決に向けた作業スケジュールが先行で決められてくる中、また外部の検証委員会や公表ベースのために記録調査や統合処理を急ぐため、調査自体が荒くなることも考えられます。 真剣に対応している職員からすれば、処理件数の進捗状況だけを捉えられることは遺憾であり、本当に解決に向かうのか不安でもあります。 オンライン記録にあるからには、何らかの元情報があるのですから、原因を事前によく検証して作業を組み立てるべきであったと思います。 職歴審査ファイルには、本当に勤務した事業所名称と異なる名称の事業所に個人が収録されているケースもまだ多いと思います。全ての作業とはいいませんが、中途半端に終わっている取組を見直す必要もあります。 年金記録問題の対応をするにあたり、他の通常業務に手が廻らないこととなりましたが、やはり必要業務は粛々と実施すべきであり、やるべき業務の内容・質・量を具体的に示さないと、職員はどうしてよいか判らなくなります。
6209	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	質問の趣旨に反するかもしれませんが。 日々、こつこつと記録の確認・統合作業を行っているのに、その一方で資格取得時における疑重複があり、無駄な新番の払い出しが行われているので、宙に浮く年金記録を増やさないようにすることも必要と思われる。過去の記録については、起きてしまったことなので(決して、起きてしまった事だから関係ないということではなく)同じミスまたは、今後これ以上件数を増やさないような対策をとるべきではないか？(いろいろ意見はあるが、納税者番号の導入等により、一人一番	マスコミ等で大々的に報じられるまで、特に認識はしておりませんでした。 ただ、存在を知ったときは、大変なことになっているんだなと思いました。	当たり前のことではあるが、ねんきん特別便等の対応や記録の確認作業を行った。 先ほどもふれたが、やはり国民年金と厚生年金等で番号が異なっていて、一人一番号にしなかったことが原因の一部ではないか？
6210	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません。	知らないので、回答できません。	年金の記録はコンピューターにすべて記録保管されており、バックアップの体制もとられていると聞いており、また、年金請求時に本人の職歴等の調査を通じて確認されるので、問題という認識はありませんでした。 5000万件云々ということは、今回の一連の年金問題として取り上げられた事で知りました。	これまで問題と言う認識が無く、膨大な件数があることも承知していなかったことと、出先機関に勤務する者では、対応できなかったと思います。 現時点で反省点があるとすれば、次の点を踏まえた対応がなされなかった事だと思います。 すなわち、 1、年金手帳番号を複数取得するなど、国民一人ひとりの年金に対する意識が低かった事。 2、紙からコンピューターへの移行において、精度を保てなかった事。 3、基礎年金番号導入時に、国民へのお知らせを含め、順次整理すべきであったが、広報や国民へのアプローチが不足していた事。 など、お金をかけても充分にやるべきことができていなかったのではないかと考えています。 一人ひとりの年金の記録を確認整備するには、充分なお金と時間が必要であると考えます。
6211	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		年金記録の改ざん。 ニュースなどで、よく言われ始めた2～3年前。	その改ざんが事実かどうか、例えば事業所が届出を間違えてる例も多々あると思いますので、何が正しいのかを確認するように努力しています。 現在では、毎年定期便も送られるようになってきており、次第に改善されるものと思われます。 反省点としましては、具体例はここでは避けますが、明らかに届出ミスと思われても、ご本人様にもその辺はお伝えください。と事業所にも本人にきちんと伝えてもらうようにはしています。
6212	地方庁	その他(社会保険事務所)			一人に対し2つ以上の番号が存在する 氏名が間違っていた 届出漏れなどが原因で発生した問題	電話での案内 文章による届出の勧奨など
6213	地方庁	その他(社会保険事務局)	報道されている問題以外に知っていることは特にありません。	現在行っていること以外の良い方策は思いつきません。地道に現在の確認作業を行うしかないと考えます。	過去の不適切な事務処理や単純な事務処理ミスが積み重なり潜在的に存在していた問題が、世論の年金に対する関心の高まりに伴い、社会保険庁がマスコミ等から注目されるようになったことで明らかになった、と認識しています。 私自身が問題の存在を認識したのは、マスコミ報道で取り上げられるようになってからです。	記録管理の大切さを再認識し、改めて適切で正確な事務処理を心がけるようになりました。また、記録問題関連の作業支援などがあった際には積極的に参加しました。 この問題の反省点として思い当たるのは以下のことです。 ・紙台帳などで手作業で記録管理していた頃にずさんな事務処理(台帳の字が読みづらい、汚い等)が行われていたこと。 ・それを組織として防ぐことができなかった社会保険庁、事務局、事務所幹部の認識の甘さ。 ・加入年金制度ごとや勤めた事業所ごとに年金手帳番号を払い出すという当時の年金制度自体の非合理性。
6214	地方庁	その他(社会保険事務所)	特別便の回答や旧台帳の確認作業を行う中で年齢のため寝たきりや記憶がない方、死亡されている方など、家族と話しをしても本人確認ができず、現在の事務手続きでは最終結論を明確に答えることができない点	現在も近いものや独自に作成しているものもあるが調査申出などの受付から回答、その際に使用する帳票や被保険者に通知する文書などを一括で作成できるシステムの構築や補正依頼などのLANの活用。 記録調査にかかる全国統一的ノウハウのマニュアル(調査に関する資料)、または人材育成。 取得、喪失、被保険者期間(喪失付きは含めないなど)、算定、月変などの標準報酬月額の決定方法など事業所に対するパンフだけでなく、被保険者に対するパンフ、チラシなど、スムーズな調査、回答及び制度の周知などが必要と思われる。	平成9年に基礎年金番号が導入された当時の資格取得届による疑重複の数や疑重複の未回答が多いため、新規にて基礎年金番号を作成することや、基礎年金番号通知書の他の年金を持っている方の未回答などから、多くの方が重複して年金番号を持ったままとなり制度に対する広報などの不十分さもあり、将来の年金給付の際の資格照会が膨大になるおそれがあるのではと思っていた。 また、古い記録を確認するうえで、事業所名や所在地などで本人確認を行うが、事業所名が曖昧であったりすると、調査に時間がかかるだけでなく、最悪本人を発見することができないおそれもあること、労管など調査が非常に複雑であり知識が必要であること。	基礎年金番号導入後は国民年金業務課など、窓口や電話等で個人の方と接する業務に携わっていた時は他に年金番号や手帳を持っていないかなどお聞きし登録手続きを行っていただくようお願いしていた。 現在は1つ1つ丁寧に被保険者と話をし当時の事業所名など情報を聞き取り、記録の調査を行うよう取り組んでいる。 反省点としては全体的に年金の記録が手帳の番号でどのように記録されているかなど(会社ごとに管理など)被保険者の方への広報(説明)が不十分だった点や庁による台帳の管理方法など。 また、現時点は時間的余裕などないことはわかっていますが、特別便などの通知に対する広報不足、事務を行う人材教育などが不十分であり、結果、被保険者の方に多くの時間をお待ちいただき悪循環になっていると思われる。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6215	地方庁	その他(社会保険事務局)	手番ではなくても、基礎年金番号をいくつも持っている人や、疑重複調査結果が不明となっている記録があるので、重複取り消しなければ結局浮いた記録になってしまう。	記録判明事務を行う人員の増員	記録照会の回答が得られていない人については、年金を請求する時に、漏れている記録を統合するものと認識していました。 7年ぐらい前。	手番統合処理、重複取消処理。 一人にいくつもの番号を払い出した点。 基礎年金番号発足時に徹底した記録統合をしていなかった点。
6216	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	無い	計画的に粛々とやればよい。少なくとも短期間に許容量を超える計画をしているため、欠員が発生し平常業務に大きく支障を来しており、かえってお客様に迷惑をおかけしている。	膨大な作業量であり、個々の職員のスキルによっては、年金の決定に当たり、記録の調査のレベルが異なり、請求する人の間に大きく差が生まれることとなる。 法の前提は、申請主義であり記録管理は自己管理であり、自己責任。 平成19年。	記録問題の回復の計画について、理解し、特別作業に携わった。 年金制度を実施する時期が早すぎた。 記録の管理方法は、当時の劣悪な材質の紙であり、水害や戦火で相当な量を失ったはずであり、どんなに努力しても、回復できないものがあるはずである。と言うことは、現在の対応がどんなに効果的であっても、結果として不公平が生まれると言うことである。 当時から、定期的にマイクロフィルムに記録し厳重に保管すべきであった。 予算要求をしたかどうかわからないが、それが実現していないとすれば、当時の厚生省保険局の責任。予算要求をしていたとすれば、当時の大蔵省の責任。 その後、総務庁の監察において指摘されたが、結局、年金請求時に委ねるとして、問題を先送りした総務庁の責任。 そして、現実を理解しようとしなかった、歴代の大臣の責任。 更に、職務怠慢を支持し、真摯な職員の行動を妨害した労働組合の責任。
6217	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません	記録問題については、今現在での未回答分や調査中のものなど、しっかり回答をする事だと思います。	在籍した時から、問題があったので知っていました。本人の記録であるはずの記録が、一つに集約されておらず、宙に浮いている記録が存在した事が記録問題としてあったが、その訂正のため実施した特別便の回答に時間がかかったとこや、再裁定にも時間がかかったことで、お客様との間でトラブルになり、問題が大きくなっていったと思います。	一人一人のお客様に対して電話対応から窓口対応など、お客様の立場に立って誠実に対応してきました。いくら頑張って対応しても、現実問題として、再裁定にかかる時間や、調査にかかっている時間の長さを言われ、感情的になられると、そんな対応だけでは意味を成さない事も多々ありました。 反省点としては、特別便を送るタイミングと回答、再裁定のタイミングのズレが大きかった所だと
6218	本庁	その他(本庁)	特になし	特になし	一人に一つの年金番号でないために生じた問題だと認識しておりました。平成18年頃マスコミ等の報道を通じて知りました。	適用課にて勤務しておりましたので、記録の統合・調査に力を入れました。 届出主義であったために、記録の統合に積極的でなかったことが反省点としてあげられると思い
6219	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に無し	1件1件地道に解決する。	年金を請求するまでに整理するか、請求時において確認できればいいという認識だった。	相談を受けた際に、確認できない記録は会社名等もう一度よく思い出し、来所してもよう対応していた。 加入時に年金番号がない方に対しては調査をしたり、総背番号制など構築し、もっと管理しやす
6220	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		各事務所・業務センターに専門知識のある職員を集め、年金問題対策専門の部署を設置し、集中的に取り組むのがよいのではないかと思います。	年金記録問題を早急に解決するべき重要な問題と認識したのは、世間で騒がれだした2、3年前です。	自分ができるかぎり、いろいろな作業依頼があった際は積極的に参加しました。ただ、早期解決にいたっていないのは、今の人数ではとても処理が進まないので、問題が発覚した時点で大幅な人員を増加し取り組むべきだったのではないかと思います。
6221	地方庁	その他(社会保険事務局)		地道にマイクロや名簿と記録をと突合するしかないと思います。定期便などでお客様に記録を確認していただき、おかしいと思う点は申し出ていただくことはもちろんですが、事務所からもご本人様に記録の訂正がおこなわれた場合はお知らせするべきだと思います。 現在年金給付を行っていますが、マイクロを確認すると喪失日が違っていたり、報酬が違っていて訂正を依頼することが多いです。現在が端末でマイクロが見られるのですから、窓口で訂正になる旨を説明することを徹底したほうがいいと思います。審査の段階で訂正すれば年金受給には問題ありませんが、訂正した事実をご本人様が知らないということになります。すべての人に訂正の旨を文書で送付するには無理がありますので、窓口で口頭でも説明できれば一番よいか	年金記録に不備が多くあり、社会保険庁が国民の理解をいただくために、早急に解決しなければならない問題であると認識していました。 このような問題があることは入庁した当時から知っていました。	記録があることに気づけば、こちらから期間調査の用紙を送付したり、文書だけでは説明が難しいときには電話で説明するなどお客様が理解できるように丁寧な対応を心がけました。 私は、新人の頃(10年前ぐらい)から年金の記録に不備があることを重大であると思っておりましたが、その当時の先輩などは本人が年金手帳を紛失するのが悪いと思っていてあまり重大だという認識はなかったように思います。 今は職場の雰囲気もお客様第一になり、重大さを誰もが認識しているように思います。これからの私たちの努力で信頼を築いていくしかないと思います。
6222	地方庁	その他(社会保険事務所)	思い当たりません	増員をおこない、通常業務とはべつに専門の部署をつくる。	大変な問題と認識していたが、これほど件数あるとは思わなかった。平成9年に基礎年金番号制が導入されたときに過去記録の統合が本人からの手続きがないと出来ないためその頃に知った。	過去に同一人物に厚生年金や国民年金の手帳を複数に交付していたことが問題と思う。今後は国民総背番号制(基礎年金番号がある人は基礎年金番号を流用)を導入して戸籍・住民票・労働保険などの情報と一括して管理したほうが良いと思う。
6223	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		平成12年に入庁した当時、既に未統合記録があることは知りましたが、単純に手帳番号の統合漏れとの認識であった上、年金請求時には必ず本人に記録を確認していただくことから、これほどまでの大きな問題であるとの意識はありませんでした。 納付記録の紛失、標準報酬の改ざん等があることは、今回の年金記録問題の報道等により初めて知りました。	当然全件解決の意気込みで、定められた要領に則り、1件1件正確に丁寧に対応するよう心がけています。 問題点については、基礎年金番号制度導入の遅れに起因するものだと思いますが、加えて、請求時に確認すればよいという意識の低さもあったと思います。
6224	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	安易な救済策を取らず、徹底調査し正しい記録に補正することが必要と思われる。そのためには、早急にカセットオープンを全記録についてすべきである。	国民の皆様の生活に関わる大事な問題である。 今回の年金記録問題が発生して知った。	徹底調査と今後の記録の持ち方について慎重に対応すべきである。
6225	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	何十年も放置されていたことを、1~2年で解決できるとは思えませんが、地道に今あるすべての資料から確認していくしか手立てはないと思われます。社会保険庁が持っているすべての資料を提出し、現在行われていますが、手作業時代の記録をWMに起こすこと、照らし合わせていくことから始めるしかないと思います。	宙に浮いた年金は年金番号を複数持つ方がいるためにありえるとは思っていましたが、消えた年金があるとは思っていませんでした。記録がない方は、事業所自体が社会保険加入をしていなかったり、事業所が被保険者の加入手続きをしていなかったり、本人様の思い違いであると思っていました。そのような問題があると知ったのは、マスコミで報道されてからです。	対応しようにも、現場が知らない記録などが後から後から出てくるので、できる範囲での地道な期間調査を行うしかありませんでした。とにかく何十年も放置されていたこと、手作業時代の管理が甘かったこと、記録管理の意識が乏しかったことなどが反省点として挙げられると思います。
6226	地方庁	社会保険事務所課長級以上	これまでマスコミや国会等でほとんどは取り上げられておりますので申し上げることは、特にございません。	現時点においても大量の基礎年金番号への未統合手番があるとのことでありますので、「未統合記録」についての情報提供を国民の皆様へ行い、国民の皆様のご協力をお願いし、整備等を進めるのが早道であると考えます。 現在、紙台帳等とコンピュータ上との全件記録照合を進めているようですが、照合の結果、不一致記録が、これまた大量発生するとおもわれますのでこれらの再確認のための時間と労力力が必要であり、費用をかけた割には、あまり効果のあがるものとは、到底思えません。	国民の年金記録をあずかるものとして、この問題は、最も重要な事であると認識しております。 平成9年基礎年金番号の導入時期。	基礎年金番号への統合を進めるため、資格取得届け出の際に持っている基礎年金番号以外の年金手帳の添付お願いしていた。 最近では、基礎年金導入以後、徹底した統合について進められなかったこと。また、古くは、制度開始時から、これら年金記録の長年検証が行われなかったことが現在の状況を生み出したものと反省すべきと考えます。
6227	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金定期便の充実が必要であると思います。年金記録はお客様ご自身でしか分からないことが多いので、お客様自身に定期的に正しく管理されているかご確認をいただくことが重要であると考えます。定期便以外にも、年金記録に変更があった際に、お客様にご連絡が届くような仕組みになるとよいと思います。具体的にどうすればよいという案を持っているわけではありませんが、現場の意見として、お客様から、役所の書類は書いてあることが分かりにくいとお叱りを受けることがあります。お客様の目線で通知が作れたらよいと思います。	平成16年4月以降、国民年金課に配属され、お客様から厚生年金の記録が記載されていないというお話をいただいたときに、基礎年金番号と手帳番号が統合されていないお客様が存在することを知りました。誰だったかは覚えていませんが、先輩にこの話をしましたが、年金を請求する際にお客様からの申出によってすべての記録が統合される、また基礎年金番号が出来た平成9年以降は記録がばらばらになることは無くなると教えてもらいましたので、それを聞いたときどう思ったかは覚えていませんが、大きな問題とは認識していませんでした。統合されていない記録の数が五千万件あるという具体的な数を知ったのは、報道されたときが初めてです。	当時は大きな問題とは認識していませんでしたので対応はしなかったと思います。現時点で見ると、お客様から、そんな昔のことは覚えていないというお話をいただくことが多く、私自身も何十年も前のことを詳細に覚えていないのは当然と考えていますので、もっと頻繁にお客様自身に、年金記録をご確認いただく機会が必要であったと思います。その機会の提供が出来ていなかったことが反省点として挙げられると思います。
6228	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	「この問題」というのが(6)に関してであれば、特にありません 「この問題」というのが年金問題全体を指すことであれば、これからも年金記録という「個人様の大切な情報」をお預かりしているという認識を忘れずに、一人ひとりが責任を持って年金行政に携わっていくことが必要であると考えます。 ¥	基礎年金番号に統合されていない記録(手番記録)が存在することは認識していました。ただ受給年齢に達していない人については、電話等で照会を受けても「年金請求の際に一つに纏めれば問題ありませんので・・」という対応を行っており、統合されていない手番が多く残っていることに対する危機感や問題意識は特に持っていなかったように思います。	今になって考えると、手番記録についての情報が判明した場合には年齢に係らず、順次統合処理を行っていれば、宙に浮いた年金記録を少しでも減らしておくことができたと思います。電話等で照会を受けた時点では被保険者様が手番を把握していたのに、受給までの間に紛失等で不明となってしまうこともあるということへの認識が明らかに足りなかったと反省します。
6229	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	今ある特別便などはひとつひとつ処理していくよりほかないと思うが、窓口・電話のないセンターなどで集中して処理した方がいいと思う。 今のシステムでは、今後も一人で幾つもの基礎年金番号を持ってしまう人もいると思われるので、社会保障番号などを導入した方が良いのでは。	基礎年金番号へ統合されていない手番が多数あることは以前から知ってはいたが、年金請求時、転職時などの契機に統合されるものと考えていた。 年金請求時にご本人に記録にもれがないか確認してもらってから、年金受給しているものと思っていたので、受給者にまでもれがあるとは思っていなかった。	国民の対応レベル、事業所の対応レベルを理解されていない所で、制度が作られてきたからだと思う。これだけ年金問題がテレビ等で報じられ、特別便を送るのでは住所変更を提出するよう事業所へ依頼しても、提出しない。年金手帳はすぐ紛失してしまう。このような状態で基礎年金番号ですべてを管理できるはずがない。
6230	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		これまで送付してきた「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」、また、これから送付を開始する「厚生年金加入記録のお知らせ(受給者等)」により、ご本人に記録を確認いただくことを通じて、被害の救済を速やかに進めていくことが大切であると考えている。	基礎年金番号導入後においても未統合となっている記録については、年金の裁定請求時にご本人に確認いただくことにより解消が図られるものであると認識していたため、この問題が表面化した平成18年当時においては、早急に対応すべき問題では無いといった意識が少なからずあったものと認識している。しかしながら、その後の調査等により、現に年金を受けていらっしゃる方におかれても、記録に「漏れ」や「誤り」があることが判明していることなどから、今後においては、的確な記録の管理と、ご本人による定期的な記録の確認が重要であると考えている。	基礎年金番号制を導入した平成9年当時において、未統合となっている記録の調査等を積極的に行うべきであったと考えている。
6231	地方庁	その他(社会保険事務所)	電話連絡及び文書照会をしても、回答のない方に対して、調査を終了している。(旧台帳回答はがき・フォローアップ等)	地道に一件ずつ、接触していくことと、政府広報を大々的に実施する。	非常に大きな問題と捉えた。平成19年事先と記憶	地域の集まり(休日)で相談に乗り、記録の確認を実施しました。最初は、親戚等の記録確認を実施しました。 中央の対応が、後手後手のため、地方では、対応に苦慮しました。(マスコミが先行)
6232	地方庁	社会保険事務所課長級以上			基礎年金番号導入時に統合処理を中途半端な形で放置してしまったことが、膨大な件数の引き金になった。また、紙台帳からオンラインへの切替時に未切替となり放置されたものや、切替はしたが記録が中途半端なものがこれほど多数明らかになったのには正直驚かされた。	当然のことながら一件一件丁寧に正確に対処していくしかないと思います。ただ、いつまでにやりますという期限は確かに必要かと思いますが、あまり急かし過ぎると同じ轍を踏む結果にならないかと心配する思いもあります。過去の経緯を聞いたりするとあまりにも他人任せにし過ぎて責任感が希薄だったのではないかと感じます。
6233	地方庁	その他(社会保険事務局)	社会保険適用事業所の適用範囲(業種、人数等)の過去から今までの経過	適用範囲の今までの経過をまとめたものを、庁LANに掲載し職員への周知を行う。	年金記録を管理する側の責任と認識しました。具体的にいつ頃かは分かりませんが基礎年金番号制度が始まり年金給付事務に携わったころです。	窓口にて相談者の履歴等を確認する時は年金手帳の有無の確認と、複数の手帳を持っているか確認しました。反省点は『年金手帳(証書)は大切なもの』保管には十分気を付ける』という気持ちを管理者側はもっと社会に対してアピールすべきではないかと考えます。
6234	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	いっぺんに大量に処理することができる業務ではないので、1件1件行っていくしかないと考えます。	基礎年金番号に統合されていない手帳番号があることは、認識はしていた。	厚生年金保険の取得時において年金手帳をもっていなかったかどうかの詳細調査及び年金請求時の確認を厳密に行えば少しは、いわゆる宙にういた年金も減っていたと思う。
6235	地方庁	その他(社会保険事務所)		未適用事業所の調査を徹底的にやるべき。職員の人員をもっと増やすべきだと思います。将来、また問題になると思う。 現在の、宙にういた年金記録等の問題は、誠心誠意をもって国民とできるだけ積極的に接触し、地道に対応すべき。 失った国民の信頼を取り戻すことが第一だと思います。	8年ほど前、年金給付の係にて係員をしていたが、当時は申請があった場合のみ本人の記録とするという方針であったので、窓口担当者の受けたとおりの状態の書類で裁定請求の審査をしていた。積極的に、本人の記録として情報を本人に与えると、別人記録を統合してしまう恐れがあるということで認識し、業務をすすめていた。 問題になると知ったのは、マスコミ等で報道されるようになってから。	国民の皆様の年金に1件でも多く結びつけれるよう、誠心誠意を持って対応。 組織、自分を含め個々の職員の見通しの甘さだと思います。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6236	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		・ご指摘のとおり、長期間に渡って蓄積されてきた問題であるから、効果的な解決法はないと思う。したがって、短期間での全面解決は不可能と考える。 ・過去に発生した問題は、時間をかけて解決していくしかないと思う。むしろ、今後の再発防止策を考えるべきと思う。	・年金記録問題に関して、その存在を知ったのは、国会等で指摘されてからになる。それまでは、正直、この問題についてよく知らなかった。	・自分の職責の中で可能な限り解決に向けて努力しようとした。 ・この問題に関わった人は、社会保険庁職員にとどまらない。事業主やや市町村の職員など、広範囲にわたる人々が、長期間に渡って関わってきた問題である。そのような中で、年金記録を正確に管理していこうという意識が、関係者にあまねく共有され、そのための仕組みや制度が合理的に構築されていなかったのではないかと思う。 ・どんなに優秀な職員であっても、人間である以上ミスをする。この前提に立って、ミスを複合的にカバーしていくようなシステムを構築していかなければ、今後もこの問題は続いていくと思う。ただ「単に職員が怠慢だから」と片付けるだけでは今後も起こってしまうと思う。 ・また、「人間である以上ミスをする。」という前提にたってシステムを構築していく人間工学に関する専門家は、役所には、少なくとも厚生労働省・社会保険庁にはこれまでいなかったのではないか。またそのための人材育成も行っていなかったのではないか。 ・公的年金制度は、法律論だけにとどまらず、情報工学、人間工学、金融工学、経営管理、企業会計、保険・年金数理など多様な分野の専門家の知識を総合して運営していく必要と思う。また、そのための人材をオープンに外部から求めつつ、内部に人材を育成していかなければ立ちゆかないほどに巨大なものとなっていると思います。 ・社会保険庁は、閉鎖的過ぎたのだと思います。
6237	地方庁	その他(社会保険事務所)	国年納付漏れに関して、徴収員が横領していた事実があったことを本当は市(区)役所も知っているが公表はされていない	「この問題」が(6)に関してなら方策は思いつかない。 年金記録問題に関しては、こちら側の記録整備が済んでいない中、次から次に調査するのは無理。一度調査を止めて体制・記録を整備してから再度スタートしたほうがよい。	複数の手番を保持していて洩れているのは本人にも責任がある。 期間照会の仕事をしたことがなかった為、古い台帳記録が放置されていることは全く知らなかった。	本人責任もあるが、記録の洩れに関しては問題を真摯に受け止め、窓口対応に励んだ。 政局の中でとにかく何か始めなければ、という感があったと思うが、対処する為の、体制をとらず、窓口だけ大手を広げて受け入れを行ったことは、結果的に時間ばかり費やし、記録調査をするにしても二度、三度手間となっただけ。再裁定はまだかと急かされるばかり。進捗状況を確認できるシステムを作ってほしい。 マスコミにこれほど職員がたたかれる必要があったかと思う。何から何まで社保職員の怠慢であったような報道に対してはきっちり対応して(反論)してほしかった。余計な先入観を植え付け業務に多大な支障をきたした。
6238	地方庁	社会保険事務所課長級以上			長妻議員が指摘したとき	早期解決。国民にご迷惑をおかけした。
6239	地方庁	その他(社会保険事務所)		時間はかかると思いますが、一件ずつお客様の声に耳を傾けながら解決していかなければいけない問題だと思います。	年金記録問題から、特別便がおくられるようになってからは、全国民が対象になるので、大変な混乱になるだろうと思いました。年金記録問題が存在することを知ったのは、ちょうど最初の国会で取り上げられた頃です。	ちょうど、窓口担当だったので、年金記録問題を真摯に受け止め、一人ひとりのお客様に丁寧な対応を心がけました。
6240	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			社会保険庁発足当初からの記録管理、事務処理の考慮漏れが積み重なった問題と認識しております。[redacted]	関発課の職員(記録問題関発担当)として、解決に向け、仕様検討をベンダーと協力し行ってきました。反省点としては、関発課で設計工程終了後、政治的判断でひっくり返されたことが度々あり、結果、余分な工数を発生させているところが挙げられると思います。
6241	本庁	その他(本庁)	特に存じ上げません	時間や人員はかかると思うが、可能な限り記録整備を進めていくべきと考えます。	ここまで膨大な量の整備が必要とは思ってもみなかったので、これほど大変なものとは認識していませんでした。 テレビ等で報道されるまでは、この問題は知りませんでした。	窓口、電話等の問い合わせや疑問に対して、誠実に速やかに対応しようと考えました。
6242	地方庁	社会保険事務所長	なし	時間をかけてきちんと解決すべきであると思います。高齢の方は急ぐ必要があると思いますが、受給が先である方は急ぐことよりきちんと整理することのほうが大切ではないか。	問題が起こる以前は、厚生年金や国民年金の番号の二重払出や基礎番への未統合という認識でした。いろいろな問題があると認識したのは、平成19年5月です。	勤務先を覚えていない方も多いので、なるべくご本人の記録に限りなく近いものは対応の中で思い出してもらうように話しました。反省点としては、オンライン化の対応が遅かったことです。また、年金組織のやり方が過去から引き継がれてきた方法にあまりにも固執しすぎていたと思わ
6243	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	現在、国年記録の補正作業が進められているが、最後の1件まで解決できるよう作業を継続するしかないと思います。	まさか、年金記録の不突合があるとは思ってもいませんでした。マスコミが取り上げるようになって初めて知りました。 国民年金に関しては、市町村の被保険者名簿と社保の台帳との突合を定期的に実施していたのにという驚きもありました。	事務局運営課が中心となって、記録の照合、処理票の作成及び記録 補正作業に取り組みましたが、社会保険審査官である自分としては、審 査請求事件業務のスケジュールと調整しながら、積極的に記録補正作業 に参加してまいりました。 反省点としては、チェック体制が甘かったことと法令順守の意識が不足していたのではと思いま
6244	地方庁	社会保険事務所課長級以上	無し	突他を調査して、厳正に対処すべし。	突他を解明して、国民不利益にならないよう、対処すること。	国民の皆様に、年金制度を理解してもらい、国民の要望に答えられるようにすること。 年金制度について、国民の皆様にご理解とご協力をいただくため、説明責任をはたしていくこと。
6245	地方庁	その他(社会保険事務所)		とにかく全職員一丸となって、同じ意識で取り組むべき。	大変な問題だと認識している。なぜもっと早く問題となり整理できなかったのかと感じた。 報道と同時に知った。	とにかく優先してこの問題を整理していくべく対応した。 色々な事例を整理しないまま、全ての問題を同じように扱ったため、混乱が生じた点が反省点と考える。
6246	地方庁	社会保険事務所課長級以上	世間一般に知られていることしか知らない。	記録が洩れていると思われる方に対して、訪問し、お詫び説明できる人員の確保と、早期に処理(裁定)が出来る体制の整備。	新規で年金手帳番号を、払い出すときに前資格の確認が徹底されていなかったためと思っています。	記録照会回答票に、記載されている記録について調査、、本人への確認及び本人からの記録訂正の申し出をいただけるように、対応した。 (8)と同じになるが、前資格の確認徹底と新規に年金手帳番号を安易に払い出したこと。
6247	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	最優先できる体制を作るための要員確保が一番の方策と考えます。	年金受給者並びに現役加入者の社会保障のひとつである年金に多大な影響を及ぼす事項であり、早急に解決すべき最重要課題であるとの認識を持っています。 なお、この問題を知ったのは、平成19年5月であります。	それぞれの所属部署としての業務に加えて、早急に全所体制として取り組むべき最重要課題であるため、積極的に窓口等応対を行う決意を持っておりました。 ただし、要員面での不足はあったと考えます。
6248	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	鹿児島県では、全県をあげて国年記録の補正を行なっているところであり、最後の1件まで補正を行い、国民の皆様に納得していただけるよう継続していくしかないと思います。	平成18年秋頃のマスコミ報道で知りました。 国年業務在籍中は、市町村の記録との突合も行なっており、これほど大量に補正の必要なものがあるとは思ってもいませんでした。	運営課が中心となり、記録の照合、処理票の作成等をしており、審査官業務の間をぬって、協力できるところは協力した。 反省点として思うのは、台帳切り替え時等に、資金職員を大量に雇用して作業をした際、作業量の膨大さから職員によるチェックが十分になされていなかったこともあるかもしれない。
6249	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	出来る限り時間をかけないよう専門職化して確実な処理をする。	被保険者の生活に係る年金なので、重大な問題とおもいます。	年金を掛けていた方の記録が、きちんと本人の記録になるようにしなければならないと思い、話をきいて記録を捜せるように対応した。記号番号が複数ある方が多く見られたので、確実に基礎年金番号1本を使用する必要があると考えます。
6250	地方庁	その他(社会保険事務所)		全てのマイクロのカセットオープンと古い記録の記号の入力をするなど、現在の記録業務の非効率的な部分を早急に解決する。	入省して2年目で、このような問題が存在していることもほとんど知らなかった。 実際に知ったのはマスコミ等で騒がれだしたころと同じである。 当初、五千万件という数字がどの程度の問題なのかということさえ想像がつかなかったが、実際にとくべつ便の業務をしていると余りにもひどい記録漏れが見つかり、なぜこのような問題が放置されていたのか疑問に思った。	件数的に余りにも多く、抜本的な解決方法はないものと考えている。 地道に解決を図る以外に方法はないと思い、とにかくお客様の声に耳を傾け、記録問題に取り組んでいる。 現時点までの反省点としては、細かい点を上げればキリがないが、申請主義であった以上仕方ない部分があるにせよ、やはり被保険者の記憶頼りの記録統合、裁定という流れに根本的な問題があったと考える。 機械化の時点での大量の入力ミス等を全く考慮に入れていない今までのやり方に限界があったのではないだろうか。
6251	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	これまで指摘されている年金記録問題以外は、承知していない。	この問題の解決に向けて、いままで受付したものの未処理となっているものを優先して処理すること。まずは人の投入、特に経験者を投入して、集中的に行うことができればよいと考える。通常業務と切り離して専属で処理できれば早期に処理ができると考える。	この問題を知ったのは5000万件の未統合があるということが判明した時に認識しました。 ただ、当初制度として厚生年金、国民年金別々の年金番号が設定されていたことで、年金手帳を1人の方が、複数お持ちになっていたことは、認識していました。また、会社を何ヶ所か代わられた方が年金手帳を複数お持ちになっていることも認識していました。当然わかった時は、重複取消届の提出を指示しますが、提出されたかどうかまでのチェックは、していませんでした。しかし、年金請求の時に、職歴を確認し、持っている複数の手帳をその時に1本にすれば、年金の請求もれはないと考えており、全体がそのような考えであったと思います。 記録の内容が違うという認識は、紙からオンラインに入力する時に入力誤りがあったのではないかぐらいの認識でした。	1人1番号という原則を踏襲せず、甘い認識であったと反省しております。 また、基礎年金番号の導入の時に厚生年金、国民年金の番号の整理をしておりますが、この時に完全に整理をしておけば5000万件の問題はでなかったのではないかと、この点が反省点でないかと思います。 また、お客様の立場に立った対応が、問題が起きるまでできていなかったと反省しており、現在は、いつもお客様の立場になった対応を行っております。
6252	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	疑問のある人にきめ細かい説明をし、誤りを早急に訂正ことだと思います。	被保険者あるいは年金受給者にとって大きい問題だと思います。 責任はすべて国側にあると思います。 直接自分や周りの人間がかかわった事例がなかったので平成19年になって知りました。	(8)と同じ回答になってしまいますが、作業をするときは誤りのないようチェックを強化すべきだと思います。
6253	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	地道にやっていくしかないと思います。	保険料を納めた方からみれば、それが納めたことになっていないことは、非常に大きな問題だと思います。	住民のかたの身になって応対している。 長い歴史のなかで記録管理の徹底がされていなかったこと。
6254	地方庁	その他(社会保険事務所)	wmの国民納付記録の記録の画面とマイクロフィルムの納付記録と違うことや 厚生年金記録の喪失日が次の会社の取得日以降となっているときに、喪失日が正しく画面上に反映していない事、標準報酬月額が正しく含算標報となっていいないことがある。また、厚生年金の記録が＊で標準報酬月額が数年間変更がなかったことになっているが、マイクロフィルムの記録は標準報酬月額が変更となっていることがある。	年金を決定する際にマイクロフィルムとの記録の突合を徹底することで、今後の年金の支払いを受ける方については、正しく直すことが出来ると思います。 また、国民年金の納付がマイクロフィルムと違うときの現在の取り扱いは、本人様から納付の申し立てをしていただいて、市町村に台帳の調査をしたうえで訂正とすることと担当の部署から話があります。年金額が増額になるのであれば、納付期間の訂正と年金予定額の変更の本人通知をすれば時間がかからないので、取り扱いについて全国統一していただければと思います。	基礎年金番号等にまとめられていない記録が存在することは分かっていましたが、実際に件数が膨大な数あることについて知ったのは消えた年金等国会で問題になったころです。	本人様から記録の相談とがあったときにはまず、職歴を十分に聞き取るようにし、氏名索引の際、生年月日の幅をもたせて調べることと、婚姻届が一度だけとは限らないので、男性女性にかかわらず苗字についての確認漏れがないことを徹底しました。問題点については国民年金と厚生年金の番号が別管理とされていたことが、今の統合漏れを多くしてしまった要因だと思います。また厚生年金加入時に前の職歴の確認と苗字が変わっているかどうかを確認を徹底していること、氏名索引をし他に年金記録がないかどうかの確認をしていれば、現在のように数十年前の加入していた会社を思い出すとゆうことにならなかったのではないかと思います。厚生年金や国民年金の切り替え時に年金記録の提示をし、そこで漏れや誤り等の確認をしていれば、現在のように国民年金の納付状況が本人の領収書(本人の記憶)と違っていることや標準報酬月額との

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6255	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	・「短期間で集中的に取り組み解決する」との現在の方針のもと、現在講じられている対策を進めることが第一だと思う。 ただ、統合に関しては、最終的には宙に浮いている記録を「穴埋め」方式で一つ一つ検証していくことも必要になるかも知れませんので、許されるのであれば、もう少し期間がほしい。 (なお、「定期便」は良い方法と思うが、標準報酬の決定に関する説明が不十分だと思う(勿論、現場での十分な説明も必要ですが)。 また、例えば国民年金の記録認定方法で、「1年以内なら、2年以内なら、配偶者の一方が納付なら他方も納付」という一律の取り扱いは、国民年金に対する意識が県、市町村、更には就業職種によって大きく 相異していることを考えれば無理があるように思う(認定方法と現実の間には大きな差異がある))。	・お預かりしている記録を私物化していたと同じであり、完全に信頼を失ったと感じた。一方で、回復に全力を尽くす重い責任があると考えていた。 ・具体的な問題の存在については承知していなかった。 ただ、日常業務において、複数の番号を取得する事例や、届出も含めた、氏名、生年月日の誤りが多くあること、また、古い記録の中にはMT管理を行なわない方針の記録もあったことなどから、微かな不安はあった。	○対応 [redacted]、20年7月からは復帰した現場で記録の積査・確認に努めるとともに、将来、同様の問題が発生しないよう、週用部門の正確な業務処理に努めた。 ○反省点 ・基本的に、早急に記録の回復を図ることに異論は無いが、「走りながら」であるため対策の訂正・追加等も多く、国民にはもちろんのこと、現場においても混乱が生じた。 ・国民年金の紙台帳を全てマイクロフィルム化するべきであった。 ・年金請求時に「記憶によって記録の確認・統合が可能」としていた認識が甘かった。 ・数次にわたる記録管理方法の改善の都度、確認・補正を完全に行なうべきであった。少なくとも、オンライン化された時点から総点検を行い、継続
6256	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	わかりません。	基礎年金番号が導入される前後から、一人の被保険者が複数の番号を保有しているという認識はありましたが、年金相談の窓口や、適用課の窓口等で本人から聞き取りながら、一生懸命一本にまとめる努力はしてまいりました。 ただそういった番号が5千万件もあるといった事実はまったく認識しておらず、(おそらく他の現場の職員も同じだとは思いますが、)これまでの記録問題の中で初めて、具体的な数字を認識しました。	(8)で触れましたように、事あることに本人の記録を一本化するような努力はしてきたと思います。ただ紙台帳のまま放置されていた記録がそれほどまで多数あるという認識はまったく持っておらず、問題意識というところまでの考えにはいたらなかったと思います。ただそれにつきましては、現場の職員においてはほとんどのものがそういった事実を知らなかったのではないでしょうか。やはり社会保険庁として、そういった記録を何とかしようという意識がなかったのではないかと思います。そういった意識を持ち、もっと早い段階から組織を挙げて取り組んでいれば、もう少し結果は違っていたのではないかと思います。
6257	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	具体的な方法はわかりませんが、市町村のデータと社会保険庁のデータの突合を行い、手番者の調査を行う。	かねてから複数の年金手帳を持っている方がいたため、年金請求時に加入期間の確認は行なっても、年金手帳の紛失等により請求漏れは生じてしまう。	高齢になってからの加入期間の調査は、記憶に頼るところが多くなることから、窓口等で被保険者に対し期間の確認を早めにするよう指導してきた。 徹底した被保険者の住所管理を行なってくれば、よかったのかと思います。
6258	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金記録の調査について ①事業所名簿検索システムと、庁書コード080の検索のみで調査完了させろとの乱暴な事務連絡により、全国的に不完全な調査結果(記録を見落としたまま「該当記録なし」とするような)が被保険者に送付されている可能性が高いです。このような調査方法で回答していることが広まれば、再びバッシングを受けて、もう一度調べなおせと言われてもしかたないと思えてしまいます。 ②特別便に書いた情報や、窓口で聴取した内容をオンラインに載せれないため、何度も同じことを本人に聞かざるを得ない状態になっている。	①について…届書コード080による検索では、見落としがあっても気づくことができません。県によって収録方法が異なる部分もあり、統一されていないのもその原因のひとつとなっています。また、生年月日検索のみで完了している都道府県もあると聞きますが、生年月日の違う記録は本人のものではないと言い切れるのでしょうか？当時の担当者が名簿や原票に転記し間違えた可能性もあります。そのため、名簿・原票の生年月日は誤記載満載で当てにならないと考え、調査は氏名に重点を置き、旧名簿やマイクロに収録された原票の全てを見る形で結果を出すべきです。当事務所管轄の調査は今もそのようにおこなっていますが、他事務所管轄分の調査は080でおこなうことになるため、回答に自信がもてません。どうか、080のみで結果を出させないでください。080を過信しないでください。080は、既に収録済みの記録の確認や、軽微な検索を行なうものであり、徹底的に記録を探せる性質のシステムではありません。 ②について…オンラインシステムなどに、旧姓や、本人のものではなかった手番の情報が表示されるようになれば、それだけでも今後の調査や各種突合作業もスムーズに進むと思われます。 (現場では、何度同じことを聞くのかというお叱りをたびたび受けます)	就職したての若いころに仕事を覚えていく過程で、「本人のものと思われる記録(今で言う宙に浮いた記録)については、本人が年金を請求するときまでそのままにしておけばよい、事業所名の頭文字を伝えて思い出せない記録は統合しない」と教えられ、そういうものなのかと思ってしまっていた。まだ「年金記録問題」とされていない頃の話。 その後の報道等で、世間ではそれが「問題」にあたるということに初めて気づかされた。疑うことなくぬるま湯にどっぷり浸かっていたことを反省させられるような問題。	当時、窓口にどしどし押し寄せたお客様の話をよく聞き、記録発見につながるよう努めた。その後調査課に配属となったため、いかに記録を見落とさずに探すか模索した。今もまだ模索中ですが…。また、宙に浮いた記録について、ヒントにとどまらず事業所名までこちらから言ってしまうことで別人の記録に統合されてしまった事案がすでに発生しているため、その部分については全面的に正しいやり方だったとは今も思えません。 現時点での反省点は、裁定時でいいなどと受身であったこと。また基礎年金番号導入時がひとつの転機であったため、そのとき徹底的に見直すべきだった。オンラインシステムについても。と、いまさら言っても仕方ないにしても、いまもやることなすこと「その場しのぎ」を感じることが多いため(旧姓名寄せのやりかたや、記録訂正事跡登録システム等々)、機械や組織のせいにしてはいけないけれど、最終的に記録問題が終結する日が来るとは思えない。長い目で見た解決も視野にいれた仕組みやオンラインシステムの大幅な見直しが不可欠と考えます。
6259	地方庁	その他(社会保険事務局)		国民の信頼を取り戻すために、真摯な対応をすること。	ニュースで報道されて初めて知りました。年金の番号を統合していないだけの事だと思っていましたが、件数が桁違いだったので、すぐに解決するとは思わなかったし、大変なことになったと思いました。	電話や来客で対応したお客様に対して、丁寧に説明し、納得してもらうようつとめた。 1人が年金の手帳(番号)を複数持っていることと、過去の年金の制度に問題があると思った。 もっと早い段階で気づいていればよかったと思う。
6260	地方庁	その他(社会保険事務所)				
6261	地方庁	社会保険事務所長		過去の記録においては、現状のとおり1件々本人確認のうえ、処理していくしか方法はないと考える。 しかしながら、「最後の1件まで判明させ整備する。」ことについては、現実的に無理と考えられ、最終的に確認のできない記録においては、処理終了とし、一定の時期にこの記録問題の終息宣言をすべきと考える。 また、今後においても事業所からの届出主義で年金記録を管理していくとすれば、同じような記録問題が発生していく可能性がある。 それを解消していくうえでは、現状行っている「定期便」等の方法により、届出された内容をできるだけリアルタイムで本人確認していただく施策等が重要と考える。	長い年月の中で、紙媒体での管理から機械化による管理への切り替え作業から生まれたもの、制度改正による番号管理方法の変更等から生まれたもの、届出主義による届出者の不知等により生まれたもの、それらに対応(企画・立案・事務処理)した社会保険職員の認識の甘さから生まれたもの等、さまざまな要因から発生したものと認識している。 昭和50年4月に社保庁に採用(現在の「社会保険業務センター」)され、年金裁定業務に携わっていたが、当時から制度ごとに付けられている年金番号の問題点、紙台帳とコンピュータによる記録管理の問題点等があったと記憶しており、その問題点等の解消に向け社保庁が予算獲得に向け企画立案していたが、社保庁が思うような問題整理(予算削減等により)ができなかったと記憶している。(正確ではないかも知れませんが…)	私自身を含め、「年金請求時に記録は整理される(することができる)。」等社保庁職員の認識の甘さ、問題意識の低さが原因であり、それらに対して申先した対応をしてこなかったと反省しております。 しかしながら、反省を含め、一つ言えることは、過去、現場(事務所等)から質疑・要望等がその時々に社保庁にあがっていたと思われるが、それらがことごとく「できない。」等の回答に終わっていたが、企画立案する部署あるいは施策を決定できる責任者等がよく吟味していただけたら現状のようなことはなかったのではないかと考えます。 これは現在でも起こり得ている事と思います。決められている制度の枠にこだわらず、幅広い議論が必要ではないかと考えます。
6262	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号導入後の採用でしたが、厚生年金・国民年金の手帳番号が未統合の方がまだまだいらっしゃるのは業務を通じて知っており、手帳番号がわかる方については積極的に統合作業をしておりました。 しかし、現在のような年金記録問題に発展するとは当時考えておらず、問題とされて初めて重大さに気づいたところです。 未統合の手帳番号をご本人がわかっている場合にはさほど問題ではなく、また、年金請求時の確認作業で容易に発見できるような場合も最終的に記録が回復されていれば結果的には問題ではなかったと思いました。 ですが、入力誤り等によりなかなか容易にご本人のものと判断つかないものや、その記録が不完全なものまであったことは個人の年金記録を預る仕事に携わっている者としてはあってはならないことと認識しました。	積極的にお客様の相談を伺い、記録を調べ、少しでも多くの方の記録を回復できるように努めました。 一方で、いくら探しても該当する記録が見つからない場合には、年金記録確認第三者委員会への申し立てができる旨説明をしてきました。 現時点で反省すべき点は、日々の業務の中で被保険者の記録が積み重ねられ、それがやがては支給する年金額に繋がっていくものという意識が、無かったわけではないでしょうが、徹底されていなかったのではないかと考えます。 大切な記録をお預かりしているというプロ意識がもっと必要だったのだと思います。
6263	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	在籍期間が短いのでなんともいえませんが、以前の仕事のつけが今の職員に回ってきてるように思います。	私自身公務員期間が短いのできるだけ一般目線でのサービス・丁寧な対応をしていきたいと思っています。
6264	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	年金記録問題と直接の関係はないが、厚生年金第4種届や脱退手当金の制度が廃止されたため、国民年金の任意加入を行っても老齢年金の受給要件に必要な加入期間を満たすことができないため、年金が掛け捨てになってしまう者がいる。現在、35歳以上で年金未加入者または、国民年金保険料未納者は、自分の掛けた保険料が掛け捨てになることを心配しています。このようなものに対し、法的な救済制度の創設が必要であると思います。	老齢年金の受給要件である年金加入期間25年の短縮措置を行う。または、年金受給権の発生しない老年者にかぎった厚生年金保険の脱退手当金の制度を整備すれば良いのではないか。	かって年金記録照会業務を担当していましたが、当時昭和17年6月から昭和22年ごろの事業所名簿を調査していたときに、被保険者名簿に記載された年金番号の記録が創生されていないケースやカセット表示の記録で氏名・生年月日・加入期間の表示されていない記録がが多数見受けられた。これは、将来大きな問題になると感じていた。時期は昭和61年前後と思いますが確かではありません。	年金記録の整備については、とても大きな問題であり、現場で一個人がどうこうできる問題ではなかった。ただ、コンピュータに収録されている年金記録が不完全である以上、被保険者名簿の保存が重要と考えていた。被保険者名簿のマイクロフィルム化が実施されたときに、名簿の廃棄が提案されたことがあったが現場では廃棄には反対と訴えた。 当時の社会保険庁は、年金記録の記録整備に対し、多額な費用が必要となることからすべての年金記録を整備するという姿勢に欠けていたと思います。
6265	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	人員の集中投下(集約)	「基礎年金番号に統合されていない年金番号が人によってはある。」との認識しかなく深く考えてはいなかった。年金裁定時に統合できれば問題がないと思っていた。 また、このことについて問題として認識するようになったのは、つい3，4年前くらいです。	厚生年金、国民年金の新規加入(切り替え)時に他に番号がないとなど細かくチェックするようになった。 取得時のチェック漏れが一番の反省点と思います。
6266	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし		問題としての意識は持っていませんでした。窓口にいらっしゃるお客様の記録をその都度確認し、複数年金番号をもっておられる場合は統合し、不明はものは調査をしておりました。多くの年金記録がもれている事がマスコミ等に取り上げられ初めて認識しました。	お客様に応対した時に、その都度確認していたが、その方法も限界が限界があった事を反省し、早急に正しい年金をお支払いできるように記録確認をしなければならないと思いました。
6267	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特に、ありません。	お客様に長い間お待ちいただいているため、早期に解決しなければならない問題であることは十分認識しておりますが、賃金職員や派遣職員等を大量に雇用して短期間に処理しようとしても、それらの方は経験がないため、結局は、限定的な部分のみしか任せることができず、場合によっては更なる間違いを生むことが危惧されます。従って、知識・経験のある社会保険庁職員はもとより、社会保険職員OB、社会保険労務士(記録確認等の処理)のご協力に加え、市(町村は無理と思料します。)の現職職員、または市町村職員のOBの中で、過去に国民年金の経験のある職員の方に、ある程度継続した期間ご協力をいただくなど、更なる間違いを起こさないよう、ある程度の知識・経験を有する方により、計画的かつ確実な処理を行っていくことが大事ではないかと思います。その場合、受給者の方を優先するのは当然のことであります。ただし、社会保険労務士のご協力については、現在の日額ではかなり厳しいものがあります。	庶務業務及び徴収業務が長く、年金記録に関する業務に携わった期間は通算して3年くらいであったため、特に、認識が無く、恥ずかしい話ですが、年金記録問題の存在を意識したのは、平成19年5月に記録問題が発生した時です。	(8)で述べたとおり、平成19年5月までは良く実態を知らなかったため、特に、対応策等について考えていたことはありませんが、現時点で、この問題をみた場合、自分自身を含め、将来大変なことになるという「危機意識」の欠如、是正しなければという「正義意識」の欠如等に加え、何よりも「お客様の大切な年金記録を管理させていただいている」という、公的年金事業に携わる公務員として当然に認識しなければいけない意識が、職場全体を通じて決定的に欠けていたものと思います。
6268	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	とりあえず、業務センターが持っている旧台帳カセットを、930依頼した番号だけでなく、全部開いてほしい。	期間照会を受けたり、年金の請求書を預かる時、WM切り替え以前は、被保険者からの職歴申し立てにより、記録を確認していた為、仕事が変わるたびに厚生年金番号を取ってしまっていた場合、被保険者からの職歴の申し立てがなければ、記録を見つけるのは、不可能であったと思う。WMが導入される以前は、二つ以上の厚生年金番号を持っている人が多くみられ、重複取消届が提出されていた。その当時から…	できるだけ職歴を思い出してもらい、また時代をおって上手く聞き取りをして、記録もれができないよう対応してきた。基礎年金番号が付番された現在においても、統合されていない手番が多く存在するのは、一般の人にとって、今回の年金問題が発生する前は、制度への関心が薄かったのと、制度が難しく理解され難いためと考える。 また、事務所においては、旧名簿等の保管状態が悪かったためか汚損している箇所があったり、書き換えられた払出簿に転記誤りや空白、略字のため読み取れない部分が見られる。書き換え前の払出簿や一時金記録の証拠書が保存されていないため、文書の保存年数についても検討が必要と思う。 記録問題については、保険料が高いため事業主が届出せず、適用漏れや拭用期間、報酬の誤りなどがあっても、事業主への周知や指導ができていないからと、社会保険庁が批判されている。総合調査時、事業主に対し十分な説明をし、理解を求め、実態にあった適正な届出の提出を指導してきた。こういう時代だからこそ、事業所調査が必要であると考える。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6269	地方庁	その他(社会保険事務局)	思い当たらないです。	1件あたり記録調査に時間が要するので、記録調査に人員を増やす必要があると考えます。国民年金業務の調査において、電子画像化のため、市役所への納付状況照会ができなくなっており、書類を保留せざるを得ない状況で、早急に電子画像化したデータが見られるようする必要があると考えます。	国民の信頼を裏切ってしまったこと、社会保険庁の職員として恥ずべき問題であると認識しています。国民より預かっている貴重なデータをずさんに管理していたことについて、絶対にあってはいけないことであると認識しています。 マスコミ報道されるまで、そんな大問題になっていることは知りませんでした。それまでは、社会保険庁が持っているデータが100%ではないが、信頼できるものであると信じていました。	窓口に来所されるお客様に対しては、深くお詫びするとともに、誠心誠意をもって対応しようと意識していました。 昔の加入記録など時間が経ち過ぎており、名簿などが廃棄されていたりと、確認ができないケースが多い。オンラインに移行する際のデータがもれていることは、もっと前からわかっていたはずで、もっと早い時期に対応しなければならなかったのではないかと考えます。
6270	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知られているないよう以外、特に知りません	記録の正当性について、ほとんどすべてを否定されてしまっている現時点において速やかな解決策は無いのではないかとおもいます。 地道にそして実直に1件1件確認していくしかないと思います。	実際にあまり記録にかかる業務に着いていなかったこともあり、問題の存在について初めて知ったのは、記録問題が明らかになった時です。 ただ、基礎年金番号導入時、各自治体を何度も回り、関係者に対し研修を行ったり、依頼を行ったり、様々な広報を利用して周知に努めたり、さらには窓口にてお客様と応対した時に整理に努めたものの、なかなか統合処理の重要性について浸透していかない状況(たとえば、返信はがきを投函いただけない等)に、歯がゆいものはありました。 記録問題は、この制度が存続していくためにおいて一番重要な問題であり、最優先に取り組み、そして解決させねばならない問題であると認識しています。	1件1件、時間が多少かかろうが、誠実にお客様と相対するとともに、あらゆる角度から記録について確認を行うよう努力しました。 また、古い制度について研修に努め、どのような記録にも対応できるようにしてきたつもりです。 すべてが手作業であった時代なので、なかなか難しいところでもありますが、もう少し保険料徴収現場(納付組織や市町村の督励員を含めて)にて徴収した保険料額と記録を確実に突合出来るすべは無かったのかとは思います。 また、今時点においてもいえますが、届書受付窓口である市町村と、厚生年金加入状況のデータが共有できていればとも思いますし、システムもちうずこしマンパワーに頼らなくてもいいシステムであったならとも思います。
6271	地方庁	その他(社会保険事務局)	思い当たりません。	年金特別便、定期便の処理を早急に進める。	基礎年金番号の制度以前の年金記録について、いわゆる「手番」として残っている記録があります。最終的に年金受給手続きの時に基礎年金番号への登録が漏れてしまうと年金受給額に結びつかないという問題です。 平成11年に業務課に配属になり知りました。	当時、資格取得届や氏名変更届、第3号被保険者の届けに添付されている手帳については、「手番」を基礎年金番号に登録して手帳に登録の印を示しました。 社会保険庁発足して以降、もっと早くに「手番」の持ち主を特定できる記録にしておけば、このような問題は起きなかったと思います。
6272	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		多くは、一人の人の記録がひとつにまとまらず、コンピューター上複数人の記録になってしまっている問題と認識していました。この問題については基礎年金番号導入時にはじめて存在を知りました。	年金請求時や年金加入手続きにおける過去の年金加入状況の確認・調査を確実に行うよう心がけました。 反省点としては、基礎年金番号導入時に今回のようなねんきん特別便のようなかたちで先に履歴の確認をおこなってから、付番すべきであったと思います。
6273	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	・全職員体制で取り組み、今後の誤り防止を含め日頃から意識して業務にあたる。 ・年金制度全体について理解を深める。 ・各種届出やWM上の操作についてマニュアルを徹底し、理解不足・誤入力を誘発する箇所については徹底改善する。	・紙台帳による手管理から生じた管理不足。 ・保険料に関しての意識欠如。 私が在籍することとなった平成18年当時には問題となっていたため、知っていた。	各届の受付簿などについては実態として問合せが多いにもかかわらず整備されておらず、個人で作成管理を行わざるをえなかった。 これらの管理不足の点については改善されてきているが、依然として事務所ごとに異なる管理が行われているものもあり、できるところは統一化を図るべきであると思う。 また、改善されているものについては周知の徹底をし、検索システムも充実などオンラインの活用を積極的に行うべきである。
6274	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	全職員が一致団結して、問題解決に向け、真摯に取り組む事だと思います。	日常の仕事に追われ、あまり意識していませんでした。 表面化してからです。	社会保険に携わる者として、厚生労働行政について常に意識することです。
6275	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	世間一般の人は、年金記録が見つかれば、年金額が増えると考えているが、減るケースもある。そのような人は、記録が見つかっても、自分の記録だとは申し出ない。その場合、どうするのかを議論(社会保険庁内だけでなく、世間一般の人も交えた)しないといけないと思う。 本来よりも高い年金を受給している形になっているため、記録統合させ減った年金を受給してもらうのか、それとも自分の記録と申し出ないことを黙認するのか。 そこをクリアしないと、5000万件が0件になることはないと思う。 あとは、WMで確認できない記録のカセット開放や、全国の払出簿が確認できるようになると、1件あたりにかかる時間が少なくなると思う。 最終的には、マンパワー、自分含めた一人ひとりが、がんばるしかないと思う。	記録照会の仕事をしたことがないため、WM上の記録に、まれに、名前がない記録があるぐらいの認識しかなかった。	問題の認識がなかったため、対応策を考えたことはなかった。 昔は、今のようにオンラインで記録管理できず紙台帳で管理していたため、問題の大小はあるが、年金記録問題は必ずおきていたと思う。 ただし、オンライン導入、基礎年金番号導入などの時々で、年金記録問題として提起し、対応をはかれば、ここまで大きな問題にはならなかったと思う。 また、事業主が従業員に届出内容を知らせる義務があるので届出内容を知らせているはず、事業主が正しい届出をしているはず、個人がきちんと年金手帳等の年金記録を管理してるはず、等の建前に逃げ、対応をとってこなかったこともいけなかったと思う。
6276	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	事務局、事務所の記録問題専門の職員をふやすべき。 なぜなら、通常業務と並行して行うと、どうしても通常業務を優先してしまうから。 例えば、窓口対応職員は、窓口対応後の就業時間以降に特別便、定期便にとりかかっている。委託、派遣を足すともっと多くなるが、1万人の職員で早期に解決できる問題ではないと思う。	・平成18年6月ごろの「浮いた年金」の新聞、テレビ報道などで知るようになった。 ・年金記録、年金額に問題、影響のある方はもちろん、そうではない方にも、不安を与え社会保険庁、年金制度そのものの信頼を失うこととなり、非常に残念である。 社会保険庁、職員の存在意義が問われる問題だと思う。	・地方の一般職員には、お客様から何か言われても、一つひとつ丁寧に説明していくことで理解を得ることしかできない。 ・いままでの業務のやり方が問題であった。 その場しのぎの業務をしてたのかと思うことがある。 例えば、国年の紙台帳で言うと明らかに書きなぐった文字があり、判別できないものがある。
6277	地方庁	その他(社会保険事務所)				
6278	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			名前は様々な読み方があり、人生の様々な出来事により変化する可能性があります。また、その人自身が読み方を場所に応じて使い分けている場合があるため、個人を識別するコードとはなりえません。そのため、仮に社会保険庁の記録管理が万全であったとしても、必ず事実と相違する可能性は残ります。 よって、問題は報道等で指摘されているような「ずさんな管理」がされていたこと以上に、こちらが管理している記録と事実が相違している可能性が常にあるという認識が、庁に欠けていたことにあると思います。 ただ、これほどの数が存在すると知ったのは国会等でこの問題がとりあげられたころです。	反省点については、(8)で書いたとおりです。 行政が国民一人ひとりの事柄を管理しているわけではないため、国民の皆様の協力をえながら、常に適正な記録となるよう、私たちは努めていく必要があると考えています。
6279	地方庁	その他(社会保険事務所)	日常業務では、確認ミスなどがあるが、世間一般での問題で思い当たる節がありません。	思い当たるものがないので、対策などがわかりません。	いままで、本人からの申し出で、請求の方法で仕事をしていましたので、それが通常業務と考えていました。 本人にも確認しても、厚生年金や国民年金に加入や納付の意識や関心などがあまりないので、本人からの申し出も十分でないのが多々ありました。 存在を知るのはいつも、マスメディアから初めて知るばかりです。	もともとの申請方式と、国民自身が年金に関して知識や関心が薄いので、このような事態が起こったと考えます。 年金の歴史も複雑すぎるので、仕事をすすめる職員さえ、判断に迷う毎日です。 反省点より、制度や手続き等をわかりやすい内容にしなければ、誰もついてゆけないと考えます。
6280	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	実務経験者(制度の深い知識がある方)にどんな形でも協力いただく必要があると思います。今の事務所段階ではあまり昔の制度を知らない人が圧倒的に多く、その分時間もかかっているように思えます。どんな形であれ、知識人を多く協力依頼をしていただければと思っています。	平成15年頃、年金の審査をしている中で、職歴欄に記録どおりと判で示したものへの本人署名で済ませていることが多く(他事務所で回送されてくる請求書もほとんどが同じ形でした)、本人の職歴を記入してもらうようにしたことがあり、年金請求時の職歴の確認に安易さを感じたことがありました。	課で話し合い、必ず本人に記入を求めながら、職歴を思い出してもらう方向で請求書を出してもらう形に変えました。 もっと請求時に職歴について確認されていれば、少なくとも再裁定で追加支給する件数は減っていたかもしれません。
6281	地方庁	その他(社会保険事務局)			これまでの年金記録管理の取り扱いに関する不備であると思います。問題を知ったのは採用一年後です。	自分の携わる年金記録の整備に心がけました。問題点は年金記録に対する重要性の認識不足だと考えます。
6282	本庁	地方社会保険事務局課長級以上	特になし	一件一件着実に進めていくしかないと思います。	短期間勤務したなどで、本人の記憶からもきえており、こちらのオンライン記録でも本人の住所等確認できないため、年金相談時に記録について入念な確認が必要なもので大変なことだと考えていました。事務所配属になってから知りました。	一件一件の記録でも少しの誤りがあれば、重大なことになるということを肝に命じて、記録整備等じっくり、慎重に業務を行った。記録に対する認識が甘かったとういう反省が必要です。
6283	地方庁	その他(社会保険事務局)	世間一般に知られている問題程度しか知りません。	正直に言うと、何が問題とされるか、もうわかりませんので、決められたマニュアルどおりに仕事を進めていくしかないように思われます。 その為には、マニュアルを定めるときには十分な精査が必要と思われます。 今回、日本年金機構へ移行するにあたってマニュアルの見直しがされていますが、詳細まではっきりとまだわかっていない状況です。 このような準備不足の状態で仕事のやり方を変えていくのでは、また事故やミスが起こるのではないでしょうか。 問題を新たに起こさないよう、マニュアルの徹底と、変更があった場合の全職員への確実な周知が必要と思われます。	今までの仕事の進め方からすると、起こるべくして起こったものと思われます。 存在することを知ったのは、世間一般に報道等で知られるようになってからです。	反省点としては、職員の仕事に対する意識が良くなかったのであろうと思われます。 自分たちに対する一般の方々からのイメージを変えられるように、意識を持って問題に対応する様に心がけています。
6284	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	時間はかかりますが、ひとりひとり丁寧に記録確認をしていく必要があると思います。	未統合の手番がかなり存在することを、平成18年から19年に知りました。	お客様の相談受付の時には、未統合手番の存在を必ず確認していました。平成9年の基礎年金番号導入時の統合作業がご本人からの申出にたよっていたことに原因があると思います。
6285	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に把握していません。		国家レベルでの重要な問題。ニュースで報道された時に知りました。	まずは一つ一つの作業をマニュアルに則って確実にこなすようにしました。職員一人一人のコンプライアンスを遵守しようとする意識の低さに問題があったのではないかと思います。
6286	地方庁	社会保険事務所課長級以上		基礎年金番号に統合されていない記録について、各省庁、市町村の全面的協力を得て、記録の統合に取り組むべき。	年金受給開始年齢までに記録整備すれば間に合うという甘い認識であった。年金記録がオンラインに収録されていないものが存在するとは知らなかった。	基礎年金番号が始まったH.9年に、複数の年金番号を持っている方に対し、社会保険庁として、統合手続きの勧奨を徹底しておくべきであったと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6287	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	今起きている問題以外を探すのではなく、今預かっている書類を1日でも早く処理し、回答・支払いをすることが何よりも先決だとおもいます。後から出された膚が先に決定されている状況はやっぱり納得されないので、どういう年金の受給状態であってもまず手をつけるべきだと思います。	過去にさかのぼって訂正し、正しい年金を支払うのは当然のことだと思います。	正しい年金での支払いを受給していただきたいと思うのはありますが、件数が膨大であるのと、終わりが見えない業務量で思うように進んでいないと思います。現場では休職者や退職者が増え欠員を抱えている状態で仕事量は増えるばかり・・・。職員の士気が高まる訳がありません。忙しいなかでも人としてのわきまえた業務量での仕事内容でないと、この先も続けてはいけないと思います。人を増やしてもらえるのはありがたいことですが、それだけではなく現状で働いている人間のフォローが大事なのではないでしょうか。
6288	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じておりません。	一日も早く、一人一人の年金の加入期間が正常に戻る事。	複数の年金手帳をお持ちの方が、番号の統合をせずに、そのままにしている状態だけなのかと思っておりました。 平成16年4月、年金電話相談センターで勤務するようになってから。	調査依頼には、時間がかかっているので、少しでもは早く処理できるようんにしたい。
6289	地方庁	その他(社会保険事務所)	受給者の方は、記録が追加になれば年金額が増えると思っているが、減る人もいること。	年金問題を戯せるときに、減る人もいることも戯せる。	持ち主の判明しない手番があることは知っていたが、その件数についてはわからず、年金問題になってその件数の多さに驚いた。 記録の誤りについても、件数の多さに驚いた。 年金記録問題は今まで何もしてこなかった国としての対策のなさだと思う。	知らなかったとはいえ、組織の一員なので、一人でも多くの人の記録が判明し、迅速に年金が支払われるように丁寧に対応してきた。 現在、記録が判明しても支払いまでに時間が掛かりすぎるので、高齢の方が多い中、もっと支払いを早くしなければならないと思う。 また、年金についてもっと理解してもらうような広報・講習、また、きめ細やかな届出などの勧奨が必要だと思う。
6290	地方庁	その他(社会保険事務局)			基礎年金番号が設定された平成9年1月以降の早い時期から各記録の突合をしていなかったために起こった問題であると認識しています。また、問題の存在については、記録問題が表面化し始めた段階で知り得ました。	表面化した当時は窓口対応であったため、記録の確認をしに来訪したお客様に対し、出来るだけスムーズに過去の記憶を思い出していただける様に対応していました。反省点としては、私もこの様な状況になるとは考えていなかった所もあり、認識が甘かったという点と、そのため調査には時間が掛かるのは分かっているのに、もっと早い段階で本庁の指示のみを待つのではなく、当時確認出来た自県の記録ですら調査を進めていなかった初動の対応の遅れという点であると
6291	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にはありません。	特別便の回答を元に調べ、本人と思われるものについては、本人に連絡し確認をする。	正直いって世間一般に騒がれるまで、ここまでひどいものとは思いませんでした。本人が年金を請求した時点ですべて調べているものと思っていました。多大 なる迷惑をかけてしまい申し訳ないと思います。	本人の申し立てについて誠意をもって対応させていただき、判る部分について説明させていただきました。本人の思い違いや制度についてもご理解いただくようにしました。 問題の反省点としては、特別便がわかりにくかった部分があげられます。
6292	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		システム改善、		過渡期の対応の不備(オンライン化、基礎年金番号導入)、業者委託の反省
6293	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	「この問題」が「これまで世間一般に知られていない問題」のことであれば、(6)で知らないと答えています。	年金給付課に在籍していたときから宙に浮いている記録はあると認識していたが、年金の請求時に記録を確認の上、統合しているものであったので、受給者にとって理解されているものと考えていた。つまり、社会保険庁のみを悪者とするような年金記録問題としての取扱いがされていることには非常に不快である。	年金の請求時に丁寧に対応していたし、その段階で、記録が宙に浮いていることに対して大きな苦情はなかったと考えている。社会保険庁の外部から宙に浮いた年金の整理を進めるよう言われる前に、動いていればこれほど大きな問題となっていなかったのではないかと考える。先手を打った対応が必要だったと考える。
6294	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思い当たりません。	現行のとおり、地道に記録補正をしていくしかないとおもいます。	もともと、基礎年金番号制にした時点で、無理ではないかと思っておりましたが、その付けが今になって違う形で浮上してきたようにかんじていましたが、日にちが経つにつれ地方の事務所段階では認識出来ないことまでメディアを通して知りました。	問題が表面化する前から、相手の立場に立ってを基本にし、窓口・電話応対を担っておりましたが、なおいっそうの改善が必要でした。 反省点としては、年金の記録は年金を請求する時点で整理をしても間に合うと思っていたことでした。
6295	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	一つ一つ解決に向け処理していくしかないと思います。	今後の事を考えると大変重要な問題とおもいます。 また、年金記録問題については平成18年頃に知ったと思います。	お客様に対して親切、丁寧に対応しようと思いました。
6296	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金業務を担当する全員に対して十分な研修を行うべきと考えます。	莫大な情報量を取り扱っていることに対する、ある程度必然的な人的ミスと認識していました。3年程前に知りました。	正確な説明、正確な取り扱いを励行しようと考えました。反省点としては、年金制度の周知不徹底であったこと。
6297	本庁	その他(本庁)	特にないです。	基礎年金番号の管理がしっかりできていれば、これから記録漏れは起こらないと思います。それには行政側の努力も当然必要であるが、被保険者自身でしっかり管理できる環境つくりも不可欠ではないかと思います。 これまでの記録漏れについては、お客様からお預かりしている記録の調査や年金の再裁定のスピードを速めるため、人数を集中させたり、効率的なシステムの開発など行わなければならないと思います。また、未統合のままになってしまっている記録についても、被保険者台帳などと突合しより正確な情報を把握したり、記録の持ち主と思われる方を検索できるシステムを活用して個別に連絡していく必要があると思われます。	年金記録問題についてはマスコミなどで取り上げられるH19年度夏ごろに知りました。 窓口や電話などでのお客様対応や記録の調査、記録の判明に伴う再裁定の処理などで時間も人数も足らなかったこともあり、全職員体制で協力してできるだけ早く解決を目指す問題であると認識してました。	年金請求時など記録を確認していただく機会には、今まで以上にご本人様にしっかり確認していただくとともに、こちらも様々な可能性を考えて記録を調べたりして、記録漏れが起こらないように対応しました。 反省点としては、もっと早く基礎年金番号の導入をしていれば多くの記録漏れは防げるものであったと思うし、社会保険庁側の記録の管理について認識が甘かったところがあったと思います。
6298	地方庁	社会保険事務所課長級以上	社保庁の事務処理上の問題は別として、現在でも経営改善の手段として、保険料負担軽減のため、未適用事業所であったり、適用事業所であっても未適用者が存在する。	定期便により加入状況の把握はしていただけるが、適用基準など制度について、まだまだ従業員の皆様への周知ができていない。 新規適用後3ヵ月経過した時期など事業所調査以外の機会を設け、できれば巡回などにより事業所ごとに従業員を含めた制度ミニ説明会(適用基準・報酬決定等)などが、必要なのではないでしょうか。 また、少し飛躍しているかもしれませんが、メールなどによる従業員通報窓口を設け、直接事業主に言えない不法行為(あくまで社会保険に関することですが)について情報をいただき調査等	新規取得時に、健康保険証の発行を急ぐあまり、年金番号の重複払出について、事後処理扱いをしていたことは認識しているが、今回の年金記録問題が発生するまで、収録されていない記録の存在が、こんなにあることを知りませんでした。	年金記録問題が発生する以前は、年金記録については年金請求時に本人へ最終確認するので、その時整備すればいいと先駆より指導を受けていた。 しかし、現在はあらゆる機会を記録確認の時と考え記録整備に努めている。
6299	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	この問題とは、「これまでの年金記録問題」ということで、上記設問に対してではないとした場合、下記のとおりです。 ・国民に対し、年金各法・雇用保険における適用にかかる制度説明が必要である。 ・調査担当者の各制度(恩給・共済・厚年・船保・国年)熟知が必要である。 ・オンラインシステム上で確認できない記録を整備し、相談時に検索可能とすること。 ・ねんきん特別便未回答者に対し、国民年金推進員経験者を活用し、個別に訪問・回答票を回収する。	年金受給に影響する大変な問題であり、事務体系に対する危機感がありました。 年金記録問題が取りざたされたとき。	本人の申出の聞き取りのほか、事務所側でも検索し、疑いがある場合は、聞き取り調査を行った。 記録問題が発生した原因は、記録管理体制に対する危機管理が足りなかったことだと思います。 また、既得確認作業については、とりあえず確認しようという気持ちが先にたち、各部署の記録保管状況等を確認せずに、国民への記録確認調査をしてしまったような機がします。保管状況・記録の状態等を現場職員を交えて確認し、案内通知から調査・回答のシュミレーションすべきで
6300	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	特別便、定期便等を利用した現在取っている方法がよいと考えます。一時的に職員を増員する方法は、知識不足等により事故が多く発生する可能性があるので、見直す必要があると思います。	基礎年金番号に統合されていない手帳番号が存在することは知っていましたが、ここまで事故記録が多いことは認識していませんでした。問題の存在(本質)を知ったのは、国会において記録問題が取り上げられるようになってからです。	国会で明らかになった当時、年金給付課に在籍しており、再裁定業務を担当しておりました。当時は、書類を受け付けてから進達、再裁定完了までの進捗状況を管理すること、業務を滞留しないことを特に心がけていました。 この問題の本質を考える際に重要なこととして、これまで年金記録の管理が不適切であったこと、不適切であった期間が非常に長期間であったこと、不適切であったことを認識しながら対策を怠ったこと、の3点があげられ、これがすなわち反省点であると考えます。それぞれの原因や内容については、これまで何度も議論され、検証されてきたことなので、ここで再び私があえて触れ
6301	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	分かりません。	基礎年金番号に統合されていない手番を持っている被保険者がいることについて期間照会の担当をしていた事もありマイクロを見る機会がある為、登録されていない被保険者がいる事の認識はありました。 平成11年ごろから仕事をしていますので存在については仕事覚えていく上で知っていました。	適用届の審査や期間照会の担当をしていたので手番のままの被保険者の記録が出た際には事業所担当者や本人に確認して登録をしていました。 反省点についてですが、問題になって世間が騒がしくなり不安や関心が持てた人が増えたと思いますが、基本的に年金は本人の申し出になりますので本人の認識不足だと思います。 民間の会社に勤めた経験がありますが、そのときの事務担当者から『年金手帳は一生あなたの番号になりますので大事も持っていなさい』と言われました。 当時年金について全くの無知でしたが事業所の方の説明がちゃんとしていれば年金問題も防げた部分があったかもしれません。 それと、行政にも問題があったと思います。 当時から手書きで処理をしていることで解字で読めない字があることなど、もう少し処理方法など、どうにかならなかったかと思います。
6302	本庁	その他(本庁)	特に思い当たりません。	職員一丸となって記録回復に向けて努力するしかないと思います。 本人の記録と認める基準もゆるくなるようですから、できるだけ早く全員の記録を納得いただけるものにするようにしなくてはならないと思います。	基礎年金番号に登録していない手番があることは認識していたが、機械に反映していない記録がたくさんあるとは思わなかった。 5年くらい前からマスコミで取り上げられるようになり、知ったと記憶しています。	本人の記録の可能性があるものには、電話や手紙等により、なるべく早く記録を統合するよう努めました。 当時は記録統合もれの危険性まで考慮できず、いくつもの手番を発番してしまったことに問題があると思います。 また、記録管理においても、ずさんと言われてもしかたのないものがあると思います。当時の書類を何らかの形で保存できていれば、もう少し早期に解決できたのかもしれません。今後は、いかにして記録管理を徹底できるかが信頼回復の近道と思われます。
6303	地方庁	その他(社会保険事務所)				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6304	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	報道されている事象でおおむね全てと思われる。	記録の状態、事情は個々でことなり、一括での解決は立法処置によらなければ不可能である。問題の解決と再発防止のためには、受給権者、被保険者に対しての記録情報の提供の充実につきる。通知、WEB、広報などを通じて情報提供の方法と機会をより増やしていくことが重要であると思われる。記録問題の解決まで長期の時間を要する以上、問題の解決と今後の記録の管理には社会保険庁のみでは行えるものではなく、国民の協力が不可欠であることを広く訴え、国民の関心と注意を常に喚起できるような情報提供体制を整えるべきと考える。	地方庁に在籍していた際に年金裁定請求において本人のものと思われる未統合の記録が判明することがあり(平成15年ごろ)、その都度請求者に確認を行っていたが、請求者にしても加入していた認識がなかったり、記憶がない場合が多く、確認に至らなかったケースが多数存在していた。 制度や記録管理の経過から完全な記録管理は不可能であることは理解しており、個々の照会に対応していくしか方法のないものと認識していた。当時は年金についての関心が急速に高まっていた時期でもあり、社会問題化するというよりも、問題の解決に向けて環境が整いつつあるものと考えていた。	記録管理全体について対処できる立場にないが、問題に気づいてもらうための情報提供と問題の解決のための調査の2点について体制、制度を確立することおよびその実施に協力することが一職員にできる精一杯のことだと考え、行動してきた。 記録問題は庁の記録管理の不備という面もさることながら、長期にわたる記録のあることを踏まえて本人による継続的な確認作業が必要であるという視点が欠けていたことが原因であると考える。本来国民と直に接し、もっとも国民に近い役所であるはずであり、その意識が組織として希薄であったことは否めないと思われる。
6305	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	個々人それぞれの、記録の確認を丁寧に、正確に時間がかかったとしても最後までやり遂げる。	お客様に多大な不信を与えているので、早く信頼を回復できるようにしなければいけないと思いました。 問題の存在を知ったのは、国会での議論や新聞報道があった時期です。	お客様にご理解がいただけるまで、丁寧に説明を行うように心がけました。 報道等が先行・錯綜し、いらぬ不安を掻き立ててお客様が混乱したのもあると思います。しっかりとした広報も必要かと思います。
6306	地方庁	その他(社会保険事務所)				
6307	地方庁	その他(社会保険事務所)		・親切、丁寧な対応を徹底する。 ・研修をするなどして、職員の知識を増やしていく。 ・マニュアル通りの手続きをするようになっているが、マニュアル自体の整備がされておらず、局や庁に問い合わせても明確な答えが返ってこないうえ、回答が何ヶ月もこないこともあるため、職員のための相談部署を作るなど、取り扱いが全国どこでも同じになるようにする。	公的年金という必ずもらえると思っていた国民の不安をあおる重大な問題。 不正免除の問題が出てきたころ。	・これまで以上に、書類の不備や入力間違いに注意し、一人で判断せず、周りに確認を取りながら書類審査を進めた。 ・お客様への説明をより丁寧にし、資料を渡すなど家に帰っても確認していただけるように心がけた。 ・納付率を上げるのはもちろん重要なことだが、職員の意識がそれにとらわれすぎてしまったの
6308	地方庁	その他(社会保険事務局)	世間一般に知られている問題以外は特に思い当たりません。	まず記録がもれている方に対し関心を持っていただかなくてはなりません。受給年齢に達していない方は、年金の請求時点で調べればよいと思っていたり、手続きが面倒・時間がないなど難しいと思います。事業所あてに周知のお願いをする。市町村への協力依頼をさらに行っていく。人がたくさん集まる場所へ出張相談に出向く等地道に行っていくしかないと思います。	基礎年金番号が出来てからも、手番を持っている人は相当数を占めていたので、問題として取り上げられてもしかたがないと思いました。ただ以前から年金相談を行う時は、旧姓や読み間違いそうな名前であれば必ずいろいろな読み方で氏名索引したり、職歴の聞き取りはきちんとしていたので、手番がもれることはあまり想定していませんでした。ただ氏名・生年月日・事業所記号番号など収録されていない記録が多数存在するとこの件で知り、大変な問題であると認識しまし	氏名索引で判明できない部分があるとすれば、未加入期間の詳細をご本人に確認するしかないと思いました。記録問題がおきたのは当時の紙台帳の記録を正確に保存できておらず、年金制度も独立していたため、いくつもの手番を持つことが危険であると認識できていなかったことに理由があると思います。基礎年金番号が導入されてからはそういうことはないと思われますが、基礎年金番号が重複しないように厳重に注意することが大事だと思います。
6309	地方庁	その他(社会保険事務所)	思い当たりません。	年金記録特別チームをつくって専門に業務を行うようにすればよいと思う。	年金記録問題につきましては申し訳ないことと思います。平成19年7月頃。	記録が結びつくように名前のふりがなに注意して対応しました。婚姻が何回かある方については旧姓をよく聞く必要が反省点です。
6310	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	長い将来を見据えずに、その時点前後の状況のみ考慮して法律改正を繰り返したことにより生じた問題ではないかと考えます。 平成16年に入庁し、1年後頃です。	被保険者お一人おひとりの年金記録に対し、記録漏れがないか、あらゆる事由を考えて探すようにしました。 世相を踏まえて法律を作ることは、国民の皆様のためにももちろん必要なことだとは思いますが、それに係る事務処理方法を徹底することも必要だと思います。
6311	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成15年に厚生年金期間照会担当になった際、記録もれや、台帳とWMの記録が相違している事例があることを知りました。	申し出の事業所名や所在地は適用事業所と一致しない場合も多く、事業所名や勤務地だけではなく、同僚の方のお名前を聞き取るようにしていました。 ご本人からの申し出から記録を探す作業は不確定要素が多く、台帳からの突合作業をなぜしないのかと、上司に意見を上げたこともありました。調査をする職員しだいで調査結果が異なる場合もあり、現場職員の勉強不足や意識の低さも当然ありましたし、現場の意見を反映できない組織体系にも原因があったと思います。 また、標準報酬月額の相違については、WM上の記録をご本人に確認していただいたとしても、正直覚えてらっしゃらないでしょうし、相違があったとしてもわからないと思います。被保険者の立場にたち、台帳から記録の突合をしていく作業は必要と考えます。
6312	地方庁	その他(社会保険事務所)		調査・回答を一箇所にまとめて専門的に対応すべき	年金相談時に聞き取りをして統合処理をしているのは知っていた。時期については覚えていない	不明記録(番号)を探すのに、職員から会社名・所在地を以前から教えていたら件数は少なくなっていたのではないか。 記録改ざんについては、単年度で率をあげるのではなく複数年で率を上げることを従前よりしていれば良かったのではないか。
6313	地方庁	社会保険事務所長	今までに知られていることであり、私だけが特別に知っていることではありませんが、すべて現場の社会保険事務所に責任があるような報道がされていますので、あえて言わせていただきます。 ・たとえば、3月31日付(3月末)で退職した場合 厚生年金は4月1日資格喪失となるが、雇用保険では資格喪失とは言わず、「離職日」と表現する。その「離職日」が4月1日ではなく、3月31日となる。事業所が雇業安定所に提出する資格喪失届には「離職日の3月31日を記入します。一方、社会保険事務所に提出する資格喪失届には資格喪失日の4月1日を記入します。 そのまぎらわしさが誤解を招き、厚生年金上1日の空白が発生し、結果的に1月の空白になっている。現場としては、事業所に説明をしており、後日、請求する保険料と事業所が控除している保険料が相違するはずである。 事業所の担当者の理解不足か、保険料の事業所負担の節約か、いずれにしても、被保険者が説明を受けないまま、届出がされ被害を受けている。(保険料を引かれていなければ、被害はないとも言えますが。) ・国民年金保険料について 市町が現年度を徴収し、その未納者を毎年5月に社会保険事務所が引き継ぎ、過年度分納付書を作成し、市町の未納者一覧と突合せをして未納者に送付していた。もし、事務処理誤りがあれば、その段階で判明するはず。一概に保険料の収納事務が杜撰だったとは言えないのでは。	・同一事業所内の転勤での1日空白は、明らかに届出ミスであり、社会保険事務所段階で、証拠書類がなくても訂正できるようにする。 ・配偶者が国民年金保険料を納めていれば、未納を納付に訂正する案が報道されていますが、上記のこともありますので、再検討していただきたい。 夫婦二人分は納付できないが一人分なら、納付できるがどちらの分を納付した方が将来、有利かなど未納者からよく相談を受けていた。 また、法改正前は保険料免除に特例規定があったので、夫婦二人とも承認が難しい場合は、どちらかの一人のみ承認していた。今となっては、二人とも 却下にしていたほうが、未納者に理解していただきやすかった。	苦問の趣旨と相違しているかもしれませんが、現場の者として思っていることを記入します。 ・厚生年金について すべてのカセットを社会保険オンラインに収録すべき オンライン化し、年金を地方で裁定するようになった昭和61年頃。 ・国民年金について 国民年金の紙台帳の一部をマイクロ化するのでなく、すべてをマイクロ化すべき(更新前の分も、取り消し分もすべて) オンラインにおいて台帳保管事務所が変わらないようにすべき (ファイル創成したら変わってしまう) オンライン化後の昭和60年頃。	・その当時、事務所の課内でよく議論していた。 課長を通じて上部(保険課・国民年金課)に要望してもらったが、県で対応できる問題ではないと言われたと記憶している。 上部が社会保険庁・業務センター に問題提起していたかどうかは不明。 その当時どの役所も来訪者をお客様とは認識していなかった時代では。 地方の職員が反省すべき問題も多くありますが、ほとんどは本庁の指示を忠実に守って事務処理をしていた。本庁なのか厚生省か私にはわかりませんが決定した年金記録の管理方法に不備があったことだけは確かなようです。 また、現場職員の人的ミスは非解の余地はなく、猛省すべきである。 ・余談ですが、現在、台帳保管事務所は実態と相違していることが多々あり、080検索しても保管事務所が違えば、ヒットしない。 080検索を全国ベースにすべきである。
6314	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。		宙に浮いた5000万件手番に関して 私が、業務課係員として初めて従事した昭和59年当時は、紙原票による記録管理時代の終わりの頃で、資格取得届・取得区分欄に新と記載されていれば、厚生年金番号を払い出していた。その後現在のシステムに切り替わり更に基礎年金番号が制定されるまでは、同一人が複数の手番をもたれる可能性の不安を感じながら一方で一刻も早い健康保険証の交付ももとめられ、十分な履歴等の返戻確認が出来ていないことにジレンマを感じていた。	宙に浮いた5000万件手番に関して 問題となる前も、本庁・地方庁とも過去記録整理として、取り組んでいたと認識しているが、問題となった時点では、いつかわ集中的に取組・解消しなければならない課題であると個人的には受け止めました。 技術の発達・基礎年金番号の制定等、時を待たなければ出来なかった部分もあると思いますが、ここ数年の集中した取組が組織的・自発的・計画的に問題となる以前に取り組めていたらという思いはあります。しかしながら時は痛らないので解消されるまで一員として引続き取り組み決
6315	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。		特に大きな問題としては、認識していませんでした。 今回の記録問題の発生により、初めて大きな問題と認識しました。	一つでも記録を回復できるよう努めています。 記録の重要性に対する自身の認識不足を反省しなければいけない。
6316	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません	とにかく誠心誠意全力を尽くすしかないと考えます。	統合されていない記録の多さに驚きました。 重大な問題であり、早期に解決しなければならないと感じました。 知ったのは新聞報道と同時期だったとおもいます。	お客様の記録を一件でも多く解決するべく、接客の先頭にたち、懇切丁寧に対応してきたつもりです。 紙台帳から機械への移行時、基礎年金番号の発足時の対応に問題があったのではないかと反省しなければなりません。
6317	地方庁	その他(社会保険事務所)	○年金制度(厚生年金加入)として試用期間も含め入社時に資格取得日となるが、記録問題中、それが試用期間後の取得日で勤務期間とズレが生じ、問題があるケース ○旧台帳記録で算定、月変、喪失漏れでオンライン上記録が完成していないケースが有り得る ○国民年金第三号空き期間の問題	○全職員をあげて解決に臨むにあたり、本人確認においては全国すべての問題ある記録についてオンライン上でも簡単に確認可能なシステムの利用がスピードアップにつながると思う。 ○三号訂正届出は時限措置撤廃	記録の問題については基礎年金番号制度導入前から特定できなかった記録が実態としてどの位存在するのか想像もつかなかったのが正直な所でしたがこれほどまでの膨大な件数(名寄せ前台帳のみ記録など)に至ったのは一勤務者として見識が甘かったと言わざるを得ません。基礎年金番号導入後は被保険者からの申し出に対して記録の確認をすすめるということでしか対応できなかったのでその以後、問題として提起されるまで漠然とした認識ですが少なくとも平成12年頃には不特定記録について問題ありと考えられました。	記録問題については記録もれのみならず様々な事象がありその中であくまでも事実実態に即した内容であるのか、記録そのものに制度上の兼ね合いにそぐう符号性、不符号性をチェックしながらお客様に対してご理解を戴くべく注意して対応しようと心がけていましたが、申出と記録が異なっているような場合に相手に証拠を求める事中心に確認を願うという場面が多く、良く調べるという行動になかなか至れませんでした。(記録問題提起前) 基礎年金番号制度そのものに関して間違いがあったとは考えていませんが少なくともその時点或いは早い段階で全加入者に対し定期的な記録確認のための通知を行う義務がもともとあったと考えています。そういう機会をつくる事で周知を図れなかった所に反省点が有ると思います。 引き続き記録特定に向けて最大限の努力を進めます。
6318	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	一日も早い解決に向け人員の増員が必要と思われます。	平成16年の業務外閲覧事件以降、消えた年金、報酬改ざん等の問題が発生し、社会保険制度への信頼を失う大変な問題であると思いました。	国民の皆様の信頼を取り戻すために、反省しひとつひとつ真摯な気持ちで、 業務に取り組んでいくことが大切であると思います。 又、国民の皆様への年金記録の情報提供(定期便等)の遅れも原因の ひとつであると思います。
6319	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。		特にありませんが、平成9年に基礎番号導入した時点で、窓口が忙しくて、年金記録問題等意識は、なかったし、特に仕事が総務関係が多く、窓口の応援もしていない状態であった。今回の問題を知ったのは、マスコミ報道で初めて知った。	年金記録問題の反省点として、組織・労働組合等の馴れ合いが原因かなと、思います。 今後について、年金記録問題に早期終結に努力し、国民の信頼の回復に向け全力で、取り組んで、行く覚悟であります。
6320	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	国においては、あらゆる方策をとっているので、私たちはそれに対して一件一件解消に向けて、真剣に取り組むことだと思います。	ご本人様の記録であるにもかかわらず、年金額に反映されていないことは、とても不利益なことであり、これは大変な問題であると思っています。 国会で取り上げられたことで知りました。	お客様の申し出に対して誠心誠意対応し、一件一件確実に解消できるよう真摯に取り組みました。 国においてあらゆる方策をとっていますが、申し出いただいた方はご高齢の方も多く、人員不足のため、調査に長期間かかってしまっていることが反省すべき点だと考えます。
6321	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		国民の人生設計にかかわる問題として捉え、お客様のご記憶に頼らざるを得ない側面もあると思います。平成9年1月の国民お一人お一人に付番した基礎年金番号の周知が充分であったのかと、自戒しております。ねんきん特別便・定期便で周知されて以来、お客様自身が今まで以上にご自身の被保険者記録に強い関心を抱いていただけることとなりまし。	お客様お一人お一人が納得していただけるまで、職員一人ひとりが認識を新たにしてきたし、これからもなお一層知識の研鑽に励み、スキルアップを図り、お客様にワン・モアのサービスを提供できるように潅身の努力に精注したいと思います。

No.	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6322	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	ねんきん特別便の送付によって、いわゆる「宙に浮いた年金記録」は相当数、解消できたと考えています。しかし、非常に可能性が高いにもかかわらず、ご本人が「自分の記録ではない」と言われたり、住所変更届を出していないために特別便が届いていないというケースもあります。それを考えると、われわれだけでなく、国民の皆さんにも様々な形で協力していただく必要があると思います。	年金記録問題が存在することを知ったのは、平成16年から17年にかけてだったと記憶しています。 ちょうどマスコミ等で大きく報道され始めたころだと思いますが、そのころ私は大学生で、実際何が問題なのか正確には知りませんでした。ただ、年金記録の管理が甘かったために発生しているものと捉えていました。 実際にこの職場で働いてみて、わかったことは社会保険庁だけでなく、市町村や事業所での管理が甘かったことも原因となっているということです。 例えば、氏名や生年月日が誤って登録されてしまったことにより、誰の年金記録なのか、判別が	窓口にお越しになったお客様には、現時点での年金記録に誤りがないかどうか確認いただけるよう、必ず全体の年金記録を提示するよう心がけました。 その際、新たな年金記録が判明した場合は記録の統合を行いました。しかし、その方が受給者であった場合は、年金額が減ってしまう恐れもあるため、給付課に確認をするようにしていました。
6323	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	特になし	年金記録が多くの人と結びついていないことは、年金の受付窓口で感じたことはあります。氏名検索等での限界と、本人の記憶との一致が条件で、多分本人のものであろうものを統合できなかった経験があります。 しかし、旧台帳とかの問題は、今回騒がれるまで知りませんでした。	窓口での聞き取りで、本人の者と思われるものは、できるだけ確認しました。 問題を先送りしたこと。問題解決のための、人員確保等ができていなかった。 記録問題については、多くの誤解も生じているので、もっと正確な情報を社会に流すことも考えてほしかった。
6324	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し		加入者にとって、不利益な問題だと思う。 平成17年、6月以降、採用されてから、年金記録問題が騒がれてから。	基礎年金番号制がもっと早く導入されていたら良かったのでは、と思う。 個人の氏名索引を行ってよいことになっていたら良かったのでは・・・(専門のチーム等だけ)
6325	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	常に問題意識を持ちながら、全職員をあげて取り組む。	「消えた年金」については、システム上、社会保険の発足当初から存在していたと考えます。その事について問題だと認識したのは私が初めて年金相談を担当した時です。当時は年金の裁定請求時に確認、調査をすればよいという風潮がありました。氏名索引をすると同一人物と思われる手帳番号が何件もあり確認する事に時間がかかりお客様をお待たせしてしまった事を覚えて	基礎年金番号導入時に対処するべきであったと考えます。
6326	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	年金事務所とは別の拠点を設け効率的に作業すること及びスペシャリストの結集と育成。	年金受給に直結する問題であり、他の業務は滞っても最優先で取り組むべき問題と感じた。 平成19年。	窓口対応及び回答作成を最優先で行った。 記録問題が判明した当初は、窓口対応時等の統一した指針もすぐに示されず、また各担当者の記録調査能力にもばらつきがあったため余計に混乱したと思われる。 最優先とは言っても、まず対応マニュアル等の確立とそれを徹底する準備期間を設けることができ、さらに問題解決のためのスケジュールを明確に示せていたら、これほど長期化しなかったのではないかと考える。
6327	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	再裁定の方の処理を出来るだけ早くすすめる。 国民のみなさま全員に年金の制度について興味を持ってもらえるよう 広報などで分かりやすく広める。	国民のみなさまの信頼を失う問題。 育休代替として採用された平成20年2月頃。	失われたお客様の信頼を取り戻すため、来所された方や電話の相手の方に 丁寧に分かりやすく説明するように心がけております。
6328	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。 逆にまだ何かあるのか現場としては教えてほしいぐらいです。		年金記録問題の存在を知ったのは、テレビ、新聞で報道されて初めて知りました。 当初は裁定請求時の『090』氏名索引等での確認漏れ程度と認識していたが、実際はもっと深い問題と知り、かなり驚きました。	目先の仕事をこなすことで精一杯だった。 事務所、課単位での研修をするようにした。 ただ、記録問題を踏まえ、年金給付、年金記録どちらとも精通していなければ、窓口および電話対応は難しいと思った。 よりいっそう、事務所単位での研修はもちろんのこと、大学校研修ももっと内容の濃い研修をすべきだと思う。
6329	地方庁	その他(社会保険事務局)			勤めだした時(平成17年4月)より知っていました。 ずっと年金給付関係の業務についていましたが、当初は記録問題は受給者自身の問題という認識でした。(管理する側=受給者) しかし、社会保険庁としてきちんと記録を管理できてないもの(別人の記録が登録されている、氏名や生年月日等の基本情報に誤りがある等)もたくさんあることが分かり、これでいいのかと疑問に感じながら仕事をしていました。 年金記録問題が大きく取りあげられるようになってから、自分の中でも認識が180度変わりました。 年金記録問題はこちらの側に問題があり、迅速に解決に向けて対応していかなければならないものと思います。	ご迷惑をおかけしていることについてきちんと謝罪しました。そして、記録の不備の有無をその都度その都度確認し、問題のあるものについてはできるだけ迅速に対応してきました。 一番反省をしないといけないことは、職員の年金記録に対する問題意識がなかった点と考えています。 これからもこの問題に真摯に向き合って信頼回復に努めたいです。
6330	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録問題を複雑にしている理由のひとつとして、会社の社会保険担当者が社員の名前や生年月日を間違って届け出ていることや、本人が偽名を使ったり年齢詐称で勤めたりしているケースも多々あるということを、もっと多くの人達に知ってもらいたいと感じた。 確かに、当所側のミスも多数あるかと思うが、すべてが社会保険庁側に原因があるわけではないと思う。 また、会社で勤めている=厚生年金に加入と思っている人が大多数なので、それは違うということを認識してもらいたい。	まず、この問題を解決する方法として、集中して調べることのできる環境作りが急務だと思う。電話や窓口業務をするかたわらで、調査するような体制では、見つけられるものも見逃してしまうのではないか。 また、各事務所に保存してある統台帳を一括管理して、手作業で一人一人記録と結びつけていく地道な作業が必要ではないだろうか。 この問題は、1年2年で解決できる問題ではないので、いつまでに完了しなさいという命令を下されると、きちんと調査することができないので、時間的なゆとりを持たせて欲しいと思う。	年金記録問題が存在することを知ったのは報道で流れた後であり、マスコミ報道に翻弄されていたことを思い出します。 内部でこのような問題があるということは、取り立てて話がなかったため、始めは戸惑いました。 ただ、この問題をいろんな角度から掘り下げていった結果、非常に重大な問題だと認識しました。	一人でも多くの記録がご本人と結びつくように、丁寧に調査することを心がけました。また、直接本人に電話して当時の勤め先の状況や、同僚の方がいないかを聞くなどして、記録を探すために最大限努力しました。 この問題は、当時会社に加入するごとに番号を容番したことに、最大の原因があると思います。一人ひとつの番号であれば、ここまで記録がバラバラにならなくて済んだと考えます。
6331	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	特にありません。	未統合記録の問題や年金記録の正確性の問題に対しては、「ねんきん特別便」、「ねんきん定期便」など様々な方法(事案によってはご本人のご自宅等への訪問を含む)によりご本人に記録を確認していただき、その結果を受けての記録回復に向けた取組みをできる限り迅速に進めることが重要と考えます。	社会保険庁において年金記録の正確性確保の重要性に対する認識が不足していたことなど様々な要因を背景に、多数の未統合記録の発生、コンピュータ上の記録の正確性の問題などが生じたものと考えており、年金制度に対する国民の信頼を回復するために、こうした問題の解決に向けて真摯に取り組んでいかなければならないものと認識しております。 このような問題の存在を知ったのは、自分が社会保険庁に着任する前の平成19年の春頃、マスコミの各種報道を通じてです。	組織として、年金記録の正確性を確保しようという意識が不十分であったことが大きな問題であったと考えており、職員の意識改革、仕事の仕方の改革が極めて重要と考えます。 自分自身は、現在のポスト(年金保険課長)に着任以来、標準報酬等の遡及訂正問題に対応するための約2万件の戸別訪問調査、「ねんきん特別便」等を通じてご本人に記録を確認していただいた上での記録回復の取組み、社会保険事務所段階で迅速に記録回復を行うための基準の策定などに取り組んできたところです。
6332	地方庁	その他(社会保険事務所)	20歳到達による国民年金の加入の際、前住所で転出の届けをしたまま転入の届けをしていないために未加入となってしまうケースがあります。	35歳勧奨がありますが、もっと前倒しの勧奨、30歳勧奨などあればよいと思います。	信頼を損なう重大な問題であると認識しています。平成19年夏ごろ知りました。	さらなる信頼を損なわないよう誠実な対応をしました。また、統合等迅速な処理をするようにしました。 年金受給者に対し、実際の支払いまで当初説明していた期間より大幅に遅れる場合に、遅れる
6333	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	方策というよりも、お客様が望んでいることを、丁寧に確実にこなしていくことが大切だと思います。	在籍する前から報道等で知っていました。 年金記録問題については、職員一人一人が、お客様に対する気持や、年金という将来の保障に対して、取り扱い方が粗雑だと感じました。	お客様に対して、誠意を持って対応しようと思いました。 年金問題については、お客様を第一に考え、適切な処理を確実に行う姿勢が大切だと感じました。
6334	地方庁	その他(社会保険事務局)	私の知っていることはありません。	全力でこの問題の解決に向けて頑張るほかないと思うが、次々と来られるお客様に対し、疲れているのも現実です。方策としては、時限的に新法を作り、それによって、全員を救済するほかないと考えます。財源等の問題があると思うが、国の責任において、解決するほかないと考えます。 しかし、現在の人が少なくなっている事務所に解決を求めるのは、酷であると考えます。	古い事業所台帳を見たとき、その台帳が最初に作られたものではないことを知ったとき。書き直して、書き直してきた古い時代からの積み重ねであるから、年金記録問題が出てきたのも、ある意味仕方のない部分があると思う。	現在では、様々な媒体があるので、それにすべての届出を入力(スキャン)していくしかないと考えます。年金の広報を充実したものにすること。あと、法律自体をまったく新しいものに改正すること。などが対応策として考えられる。この問題については反省ばかりであると思う。どのように回答すればよいか。どのように説明すれば、納得が得られるかなどお客様によって、違うため、苦悩が絶えなかった。住所等の広報については、反省点であると思います。
6335	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	職業別に年金制度が分立している現行制度を早期に一つにする。 記録問題に特化した部隊を編成する。	国と国民との信頼関係を揺るがす問題。 採用される前から報道されていた。	ひとつひとつ丁寧に対応していく。 過去にこの業務に携わった職員が丁寧に取り組んでいなかった点。
6336	地方庁	その他(社会保険事務所)	問題と言えるか判りませんが、以前は二以上の年金の選択について、過去に遡及し、選択決定していたものが、平成18年頃より、過去に遡っての遡及を行わなくなり、何度も事務所に来訪していたお客様に対して、選択替えが支持しておらず、実際に選択を行った年月からしか選択して有利な年金を受け取る事が出来なかった事例がありました。	年金の有利選択については、過去に遡って行われていたものが、突然本庁で解釈が変わり、遡及しなくなった為、今後遡及しない事で決定であれば、事務所に何度も来訪(他の用件)している方についても、細部にわたるチェックをし、適切な届出指示をしていかなければならないと思います。	他の年金番号があっても、ご本人様が思い出せず、どうしても特定出来なかった手番等がある事は、平成5年位から承知しておりました。この事については、現在は会社名をご本人に確認出来る為、激減しているものと思われますが、当時は、事業所名はご本人に伝えてはいけない規定になっており、とても歯がゆい思いをした事が、多々あります。	当時、他の本人手番と思われる手番については、毎回必ず窓口確認をしたり、窓口確認をしていない方については、ご本人様にご連絡をして、確認は取っておりました。現在ご本人に社名を伝えて確認を取れるならば、当時から社名をご本人に確認が取れれば、こんな大事にはならなかったと思われます。
6337	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	とにかく記録照会の仕事を専門的に行う人数(職員)を増やして行う事だとおもいます。派遣や賃職では限界があります。	国民にたいして申訳ないとおもうが、事実本人が記憶にない記録もあり本人にも責任はあるとおもいます。 今は、一つの記録でも多く解決できるように努力しています。 時期については覚えていません。	昔の社会保険庁・社会保険事務所の体質が問題であったことは確かだと思います。ただ、もう前には戻れないので一件一件誠意をもって対応していきたいとおもいます。
6338	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知られていない問題については、分からない。	国民一人一人に記録を再確認していただくよう今後も働きかけるとともに、問題を引き起こしたのはこちらの組織の責任であり、国民の信頼を回復する意味でも、本人からの申出等、できるだけ本人に有利なように処理することが必要であると思う。	基礎年金番号付番時の番号統合、国民年金記録の市町村台帳との突合方法、台帳からオンラインへの切換方法等、これまで組織として事業を進めてきた方法に問題があったと考えられ、組織全体の問題として認識している。 少なからず、市町村との記録が合わないこと等があることは知っていたが、それらのことを問題として認識したのは、平成19年に年金問題として世間に明るみになった頃から。	国民の信頼を回復するため、組織の一員として、早期解決に向けて努力してきた。 国民の大切な年金を扱っていることの責任を強く持ち、記録一つ一つの処理について誤りのないよう努めることが必要であるが、以前はマニュアルもはっきりせず、そのような認識も甘かったのではないかとの反省点があると思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6339	地方庁	社会保険事務所長	・特にありません。	・膨大な年金記録の整備(紙台帳とコンピューター上の記録との突合等)と年金記録(基礎年金番号に統合されていない記号・番号)の持ち主の判明を行うことが急務であると考えますので、下記の方策をとる必要があると思います。 1. 年金記録の整備を行う専門部署(センター等)の設置。 2. 年金記録の整備を行う専門の担当職員の増員。 3. 年金記録相談窓口の増設。 4. 年金記録確認のための専任職員の増員(電話・文書照会・戸別訪問等を行う職員)。 5. 本人の記録を特定・判明しやすい検索システムの開発(氏名・生年月日・事業名・勤務地等で) 6. 本人と思われる記録の照会文書の発送。 7. テレビ・新聞等への広報、事業所(事業主等)への協力依頼文書の送付。 8. 年金記録確認のために、区市町村への協力依頼。 9. 予算の確保。	・年金記録問題については、受給者であれば直接年金額に反映し、生活に影響をおよぼすものであり、被保険者については、将来にかかわってくる問題として認識していました。 また、社会保険庁の信頼をいちじるしく失墜させた問題と認識しました。 ・年金記録問題の存在については、採用時より記録の不備は多少あることは分かっていましたが、これほどの件数・内容とは、今回公表されるまで分かりませんでした。	・問題意識を踏まえて、下記の内容を取り組みました。 1. 紙台帳の記録整備に積極的に取り組みました。 2. コンピューター記録の整備に積極的に取り組みました。 3. 年金相談時の記録整備に努めました。 4.「ねんきん特別便」のフォローアップに努めました。 5. 旧台帳の記録の確認に努めました。 6. 資格照会業務の処理に努めました。 ・年金記録問題の反省点については、 1. 定期的な記録整備を行わなかったこと。 2. 基礎年金番号導入時の確認作業が不足していたこと。 3. 年金制度についての、広報・制度説明不足。 4. 全国統一の、業務処理の徹底不足。 5. 業務処理マニュアルの徹底不足。 6. 上部組織から下部組織への情報伝達・指導不足等。
6340	地方庁	その他(社会保険事務所)	1未統合の番号で管理している記録があること。 2情報が誤って収録されている記録があること。 3オンラインで管理していない記録があること。 という基本的なことが「消えた」「消された」という言葉が先行し世間一般には知られていません。	被保険者、受給者に記録問題を正しく理解していただくこと。 オンラインに収録されていない記録、誤って収録されている記録については紙台帳との突合を進めること。	未統合の番号があること、情報が誤って収録されている番号があることは仕事を始めた当初から認識していましたが、オンラインに収録されていない記録が多数あることを知ったのは記録問題に対応するようになってからです。	記録問題の対応には被保険者、受給者本人の協力が不可欠のため、窓口対応時等に記録問題の概要の説明、記録につながる申し立てを詳しく聴取する。 紙台帳の時代に今の状況を想定することは不可能ですが、オンライン化後、基礎年金番号導入後の早い時期に記録問題を明るみに出していればとは思います。
6341	地方庁	その他(社会保険事務所)			テレビ、新聞報道のあった時	記録照会の検索技術を高めて、少しでも宙に浮いた記録がつながるようにした
6342	地方庁	その他(社会保険事務所)	標準報酬月額の階級を社保庁には、実際の給料より低い階級で提出し、事業所では本来の階級で給料から天引きしていたと、新聞で読みました。	定期便などで、標準報酬月額のきめ方や算定など、どういう仕組みで保険料などの金額が決まるかを、分かりやすく説明するべきだと思う。 標準報酬月額の金額が誤っていた場合、調査・申立できる事を広める事が必要だと思う。	私が年金記録問題を知ったのは平成19年頃、テレビのニュースです。 当時、私は一般の事業所に勤めており、「どうして、ここまで長い間放置して、対処しなかったのだろう。」と思っていました。いつかは露見するのだから、もう少し穏便な対処方法がなかったのか、知らぬ存ぜんで済まそうとしてたのか。 信頼が失墜した後の対処は大変だと思っていました。	必ず、相談、報告、連絡を心掛けました。 仕事だと思い、どうすれば適切な対処が行えるか、常に念頭において行動しました。
6343	地方庁	その他(社会保険事務所)	本人が認知症等であり身寄りもない場合に、記録が本人のものかどうか特定ができない状態にあるということ。また、既に亡くなられている方で遺族がいない場合にも、同様に特定ができない状態にあるということ。	社会保険庁の職員が最大限努力することはもちろんだが、能力のある人員をしっかりと確保し、作業のスピードが上がるようにする必要があるのではないか。	複数の年金番号をもつ方の記録については、すべて基礎年金番号に統合することとされていた。しかし、厚生年金の記録については住所の記載がないこともあり、本人に確認をとらない限り統合作業ができなかった。 社会保険業務センターは、文書によりお客様へ回答をお願いする形での確認・統合作業を進めてきた。また、社会保険事務所においては、お客様と接触する機会を利用して確認・統合を進めるという形で作業が進められてきた。すべての年金記録の統合が完了していないことは認識していたが、少なくとも、既に年金を受給している方については受給の申請の際に確認・統合は完了しているものと考えていた。 統合されていない記録が存在することを認識したのは社会保険事務所へ配属された平成14年頃だったと思うが、年金受給者の記録で統合されていないものが多数あるという事実を認識したのは、記録問題が起きて以降のことであった。	これまでどおりお客様と接触する機会を利用して確認・統合作業を進めるほか、年金特別便等による確認・統合作業に取り組むことで、問題の解消に努めるようにした。 反省点としては、人員の確保がなされないままに年金特別便等の作業が開始されたため、記録の照会に対する回答や年金の再裁定が大幅に時間を要することとなってしまったことではないかと思う。
6344	地方庁	社会保険事務所課長級以上	承知していない。	ひとしきりの方策は実施されており、現時点で効果的な方策は考えつかない。	基礎年金番号に未統合の記録があることは承知していたが、その件数が約5千万件にも及ぶことや、その他、いわゆる年金記録問題として取り上げられている内容の存在を知ったのは、この問題が公になったときである。よって、それ以前については、問題として認識していなかった。	直接的には、基礎年金番号導入時やオンライン化時など、過渡期における詰めの甘さが反省点として挙がると思うが、その根底として、組織内での情報共有の欠如があったのではないかと思われる。
6345	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	誰の年金かわからない記録になってしまっているものを一件ずつ確実かつ迅速に特定作業をしていくしかないと思います。	年金手帳を複数発行している方々がたくさんいるが、年金を請求する際に加入記録を確認してから受給するので特に問題ないと思っていました。平成8年に事務所勤務をするようになった時から知っていました。	特に意識することなく複数の年金手帳を発行していました。今、考えてみると、加入手続きの際に、WMにメッセージが出ていたので、作業を中断して、会社に確認する配慮が必要だったと思います。
6346	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	やはり60歳以上の方の記録を優先すべきと思う。60歳未満の方は何年後というように受給権発生時期にあわせて優先順位を決めるべきと思います。 判明がどうしても困難なケースはなぜ判明できないか(住所不明等)理由で仕分けをしておくべきと思う。	年金記録問題をどのような問題と認識していたか 社会保険制度及び人為的過失両方による社会保険庁組織全体の過失と認識しておりました。 問題を知った時期 世論と同じ時期です	たとえたずさわっていなくとも組織の一員でありますので、組織の一員として窓口の方には謝罪し、また、実際受給者宅(当時受給者は早期解決が望まれたため)を訪問し、記録解決に努めました。 反省点は制度(当時番号は一元化されていなかったためいくつも番号が払い出された)及び人為的過失(氏名の入力誤り)両方にあると思います。
6347	地方庁	社会保険事務所課長級以上	現在もオンラインに表示されていない記録が分セットに残ったままになっている。 記録整備が不十分のまま特別便・定期便が送付され記録確認を実施している。	本人からの申出があった場合は、なんとか調査し確認できるものもあるが、本人から申出・協力がない限り限界がある。 カセット記録については早急にカセット解放するなど整備が必要と考える。 カセット解放しておけば、最低限氏名索引などで本人からの照会に対応できる。	本人から年金請求あった時点で統合されていない記録については、オンラインで確認でき、統合できるものと思っていた。 会社整理記号が00000で多数収録されているものについても、本人からの申出の回答に苦慮していた。	本人の記憶もはっきりしていない場合は、そのままオンライン記録で年金が決定され、本人も納得していた。(もしかして、納得させていたのかもしれない) 本人の申し出があった記録で、オンライン記録にない場合は積極的に調査すべきであったと考える。 記録の調査において、調査担当者の調査能力の差がある。また、ソフトの面では、事業所によって探すコツなど担当者が代々引き継いできたマニュアル等あるが、あくまで担当者レベルの共有
6348	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	一件一件丁寧に調査することだと思います。(名寄せ該当者は特に)	大きな問題と認識しました。今までのつけがまわってきたと思います。	安易に新たな年金番号は交付しない。
6349	地方庁	地方社会保険事務局長	世間一般に対し知らせるべきなのに知らされていないということについては、特に申し上げるべき情報はもっていない。	・一人ひとりの記録について、丁寧に対応していくしかない。 ・やるべき業務の量やスピード(処理能力)を的確に把握した上で、計画性をもって進めるべきである。 ・無理なスピードは、新たな記録問題を引き起こす可能性が大きい。	・コンピュータに抄録されていない記録があることは、既成の事実として理解していた。 ・脱退手当金の係る審査請求などを通じ、記録が不完全であるものがあることも知っていた。 ・基礎年金番号制度を導入し、記録を統合する過程で沢山の未統合記録が顕在化したものと考える。 ・統合できないものが残るであろうことは想像できたが、件数については知りえなかった。	・記録に直接かかわる仕事に就いたのは、12年前に地方の管理職になったときからであるが、記録の整備を進めることはしたが、問題が発生するように指導をした記憶はない。
6350	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	わかりません。	組織において最優先で取り組まなければならない問題であると認識していました。いつ頃知ったかはよく覚えていません。	記録問題に係る事務所支援は積極的に行いました。 反省点はよくわかりません。
6351	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	人員を増やすなどして1件1件確実に対応していく。	年金記録を管理する官庁として責任を持って対応していかなければならない問題だと認識している。	1件でも多く記録が判明するようにお客様対応をした。
6352	地方庁	その他(社会保険事務所)		ご自身の記録を確認できる機会を増やしていく。	年金記録を管理する社会保険庁として国民の信頼を失う大きな問題であると認識していました。 平成19年6月頃に知りました。	少しでも信頼を回復していけるようにどうしてこのような問題になったかという点も含めてお客様に納得していただけるように説明できるよう心がけて対応してきました。 基礎年金番号導入時の広報・対応が不足していたのではないかと感じる。 その後についても手番の確認作業の体制が不十分だったと感じる。
6353	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。		資格取得届を入力すると、たびたび疑重複照会票が出力され、年金番号を複数持っている人や、統合されていない記録がたくさん存在することを知った。 採用時(平成9年頃)からそのような事実が存在することは知っていた。	当時はそれが大きな問題とは思わず、年金裁定時に判明すれば問題がないと考えていた。 こちらから事業所名を伝えて確認することが禁止されていたので、疑重複照会票に回答がない場合は新しい基礎年金番号を何のためらいもなく払い出していた。 今、考えると、早い段階で個人の記録を特定し統合する努力をしなければいけなかったのでは、と考える。会社名が思い出せなければ特定できない、という姿勢ではなく、氏名索引で他に該当者がいない場合は、お客様にある程度情報を提供し思い出していただくべきだったと思う。
6354	地方庁	地方社会保険事務局長	ありません。		平成19年6月「消えた年金」として、国会や報道で大きく取り上げられ、多くの国民の方から、問い合わせの電話をいただき徹夜で対応しました。 それ以前は、年金請求時に記録をご本人に確認いただき記録を整備する方法でしたので、その方法で良いと認識していました。	問題が大きくなり、国民の方々の不安を解消するのも私どもの責務であると思い、ご本人のに早く回答すべきとの思いでしたが、あまりにも膨大な量であり対応に苦慮しました。 現実に、領収書や給与明細があるのに記録のないものもあることから、保険料等の記録の入力時の確認が不十分であったことも原因のひとつであったと思います。入力時の確認を徹底することが必要であったと思います。
6355	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	年金記録問題の解決には早さと正確性が求められており、非常に難しい問題と思います。年金制度が今後も継続していく為に、公平・公正性が保たれなくてはなりません。どこを終わり、解決とするのかを定めることはとても困難です。 今後も永久に取り組まねばならない問題であることを肝に命じて、その中で、私たち自身が透明であること、開かれていること、国民の皆様に対して情報を積極的に開示していくことが重要ではないかと考えます。特別便の拡充を図り、全国民に回答していただけるよう働きかけることが重要です。 そしてその回答に対応できる状況を確立することが必要ではないでしょうか。マンパワーの確保ももちろんですが、キーワードで検索できるシステムや住所、苗字等である程度絞込みのできるシステム等の導入をお願いできればと思います。 また、市町村や税務署、ハローワーク等に協力を仰ぎ、住民基本台帳ネットワークや納税システム、雇用保険の記録等と突合できるようになれば、より解決に近づくのではないでしょうか。 この問題の解決には何よりも、国民の皆様の協力が不可欠ですので、年金制度に対し、理解と	平成11年社会保険事務所へ採用されて以降、社会保険行政に携わる者として誇りを持って業務にあたってきました。 基礎年金番号に統合されていない厚生年金、国民年金それぞれの手帳番号が存在することは知っていました。しかし、それは60歳あるいは65歳の年金請求時に解消されるもので、平成9年に基礎年金番号が導入されていますので、後40年くらいで解消されるものとの認識を持っていました。 私自身、庶務課や健保給付課に配属されており、直接記録照会業務に携わることがなかったので、記録問題に対する認識は低かったように思います。今から考えると、そのような認識が怠慢や社撰といわれているのだと思います。 マスコミ等で取り上げられた平成18～19年以降、特別便窓口等年金記録問題に携わるようになり、すでに年金請求されている方々の手番が多く残っていたり、WMに収録されていない記録があったり、厚生年金国民年金ともに正しく入力されていない記録があるということを知りました。また、報道等により厚生年金の記録が遡及訂正されているケースがあるということを知りました。	特別便等窓口や電話での対応で、真摯な姿勢で皆様の声に耳を傾けること、またそのお話の内容を聞き漏らさないように心がけました。情報量により、その方の記録に近づけるのではないかと考えたからです。 年金記録問題は、私たちが取り組まねばならない最優先課題であり、現場に携わる私たちはまず、国民の皆様の声を聞くことが何より重要です。 年金制度は積み上げていくものです。個人として考えてもそうです(今支払ったものが60歳以降の給付に反映し、制度としても発足以降、改正を繰り返して今に至っています。その即時性がなかったことが、現在の状況を生み出していると考えます。今がクリアできれば(問題を後に回しても)よいのだ、との考えが蔓延していたのではないかと思います。 今、国民の皆様の声に応え、迅速丁寧正確に事務処置を進めていくとこ、公正公平に業務にあたることが、将来の年金制度への信頼に繋がるのではないかと考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6356	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	受給者・加入者との対応時に記録の確認を行う	旧台帳で管理されている記録がたくさんあることが分かったとき(昭和55年の採用時) たくさんの方の旧台帳の記録があり、本人からの期間照会等の提出がなければ、全て年金記録として結つくのかと思いました	期間照会の提出された方には、記録判明できるよう調査に努力しました。 年金請求時に本人の加入記録の突合せが十分されていなかった点が、反省点であり、窓口対応の相談員に十分な教育がされていなかったことも大きなマイナス点ではないでしょうか
6357	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特段なし。	現在、実施、あるいは計画されている施策のように、早期の救済措置と、地道な記録確認を着実に実施することが必要と思われる。	年金記録問題が顕在化したときは、社会保険庁以外の部署にいたため、最初はマスコミ報道により知り、数の多さに驚き、本当なのかと思った記憶がある。 また、最初は、年金裁定の際に記録調査が行われることから、少なくとも年金の支払は適正に行われているのではないかと考えていたが、受給者の記録にも相当数の漏れや誤りがあることを知り、国民生活に直結した大問題であると認識した。	現在の部署に在籍してからは、担当する施策について着実に実施するよう努めている。 年金記録については、約50年という長期にわたって、様々な変遷を経て今日に至っているが、管理方法の変更時などにおける対応に、緻密さが足りなかったと思われる。 このほか、これまでは、年金記録をご本人に確認いただくのは基本的には年金裁定時のみと、年金記録を確認いただく機会がほとんどなかったこと、また、特に若い世代の人は年金に関心がないなど、年金制度の理解を深める努力が不足していたと思われる。
6358	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません		すべて社会保険庁の責任ではない。 被保険者個人にも自分の職歴把握においては責任があると思う。 マスコミが必要以上に騒ぎ立てている。あんな報道をされては、ますます年金に対する不信が拡大するだけだ。	ひたすら耐えるしかなかった。 紙台帳のころに在籍していた先輩たちの仕事のずさんさに驚いた。 その当時、まさかこの時代にこんな問題がおこるとは誰も予想しなかったでしょう。 この問題をひとつの難として這い上がるしかない。
6359	地方庁	その他(社会保険事務所)			国会や新聞等で報道されるまで知りませんでした。	年金記録問題に対応するにしてもどうしていいのかわからないので、上部機関の指示まちでしかなかった。
6360	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員を増やして解決にあたれば良いと思います。	早く解決しなければならない問題と思いました。 問題を知ったのは平成19年の6月くらいと思います。	名寄せされていない手番を1つでも多く本人のものに結びつけようと努力しました。 非正規職員の数は増えても正規職員の数が少ないと思います。
6361	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。		年金記録問題が存在することを知ったのは、テレビ・新聞等で報道され始めた平成19年6月頃です。採用されてすぐであったため、年金に関する知識がほとんどなく、初めはよく分かりませんでしたが、年金保険料を払っていたにもかかわらず、年金をもらえていない方々がたくさんいるということを知り、年金行政の信用を失う大変な問題だと思いました。	年金記録のことで社会保険事務所に来所されたお客様を対応するときに、年金行政の失くした信用を少しでも取り戻せるよう、親切な対応を心がけました。また、不明な記録が年金に結びつくよう、フォローアップ照会や旧台帳の照会等にも励みました。 現時点でみた場合の反省点としては、年金記録のずさんな管理が挙げられると思われます。
6362	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	未統合の記録については、一件一件確実・迅速にに本人特定をし解決していかなければならないと考えます。 しかし解決を急ぐばかりに、不確定な記録(本人の記憶があいまい、本人死亡での遺族による確認等)を統合してしまうことは無いように十分注意しなければならない。 一方記録が判明しない方へは、一定の基準のもと救済も必要と思われる。	複数の手帳を持った被保険者が多数存在することは、入庁時より認識していた。ただし5000万件という数には困惑しました。そしてその中にすでに年金受給中の方が多数存在することに対しては、年金請求時等における職歴確認の甘さに恥ます。	すでに行っていることですが、年金手帳の徹底した重複払い出しの防止。 基礎年金制度導入時、遅くも基礎年金番号導入時に「ねんきん特別便」等を発行できれば、これほどの社会問題にまでは発展しなかったのではと考えます。
6363	地方庁	その他(社会保険事務所)		様々な問題点があると思うが人員不足と過去の年金記録について処理経過等経験者不足	ほぼ正しく処理されていると認識していた	処理人員を確保して処理を進める
6364	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られている以外の問題は分かりません。	(6)で分からないので、ありません。	年金記録問題は、平成9年1月1日の基礎年金番号が導入されてから、私が報道で知った平成18・19年頃までの約10年間、基番と手番の統合作業が進んでいなかった為に起こった問題だと認識しています。	平成18・19年、私は事務所で国民年金課に所属していましたが、全所体制で昼食をとる暇も無く、年金特別便の対応に追われていました。毎日お客様からは「なぜ私の年金記録が無くなっているんだ」と言われましたが、私は基礎年金番号と手帳番号の違いを説明し、別々で管理させて頂いていると説明しました。ですが、年金記録紛失の問題をテレビ・新聞等でされると、対応に苦慮しました。 現時点でみた場合、やはり分かりづらい基礎年金番号通知書を送りっぱなしで約10年間、統合作業を集中的に進める訳でもなく過ごしてきた事が問題であったと考えます。今後、基礎年金番号の時のような新たな事を進める場合には、今の定期便のような丁寧なお知らせ・集中的な作
6365	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	お客様より来所相談等あった場合には、記録の漏れや誤りがないか確認することを、より徹底していくことが重要と考えます。	年金記録問題が生じるまで、このような問題が存在することを承知しておりませんでした。	基礎年金番号導入時の番号統合や随時お客様が相談されたときに、記録の確認を徹底すべきであったと思われます。また、手続き等は全てお客様からの申出の方式をとっているために、そのお申し出がないと記録統合などは積極的に行っていなかったのではないかと思われますが、その点が反省点として挙げられると考えます。
6366	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		平成9年の基礎年金番号導入時に、未統合の記録は発生すると思っていた。 複数の年金手帳を持っている被保険者が、その時点で記録を統合していなかったのだから。 年金請求の際に申出されるだろう。という申請主義でいた。	基礎年金番号導入前は、厚年、国年、船保でそれぞれ年金手帳が払い出されていたことを説明した上で、「消えた」のではなく未統合であることを丁寧に説明しようとした。 行政としての年金に関するPR不足。 事業所、市町村まかせにしている被保険者自身の年金に関する無関心さ。
6367	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に存じておりません。	良い方策としては特に思い浮かびませんが、年金記録問題については今後も優先して記録整備に取り組んでいく必要があります。	基礎年金番号に統合されないまま(手番として残されたまま)の状態や、記録の不整備により、誤った年金裁定されるという、社会保障制度が根本から信頼されない大きな問題であると認識していました。	基礎年金番号が導入された後のフォローが十分ではなかったのではと考えます。 記録問題については最優先で取り組んでいかなければならないと考えます。
6368	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金記録にもれ誤りがあるのは、旧台帳や名簿の状態がわかっていたため、当たり前(仕方ない)と思っていた。 マスコミで報道された時点。	庁からの協力依頼があったときに対応。 年金制度ができた時からの記録管理の不備、甘さ。
6369	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	職員が努力する	記録には多少誤りがあるとは感じていたが、これほどの量があるとは、思わなかった。	早い段階で記録の見直し、再調査を行い記録を整備すべきであったと思います。
6370	地方庁	その他(社会保険事務局)			基礎年金番号設定時代前の問題であるため、ある程度はやむを得ないものと認識していた。 「基礎年金番号に未統合の手帳番号が存在する」という事であれば、採用当時(平成16年)より認識していた。	氏名の読み替え等を幅広く行い、可能な限り未統合手番を見つけようとしていた。 手帳番号を複数払い出し出来る制度であった点が問題として挙げられると思う。
6371	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般以外は、わかりません。	現在、調査を行なっておりますが(特別便、定期便)、迅速丁寧に引き続き行い誤りがあれば、早急に訂正をし特に年金受給者の方には、受給額精算事務を今以上に迅速に行なうようにする体制を整える。	正直このような記録漏れ等の問題が起こるとは、3年前までは想像もつきませんでした。ただし、今調査を行なっていくうちに、その当時実際業務に携わっていた方は、このような記録漏れ問題が将来絶対問題になることは、わかっていたと思います。なぜもっと早いうちに何らかの手段で対処しなかったのかは、社会保険庁幹部の責任でもあり特にオンラインシステム化の事務処理がかなり杜撰であったことが目に浮かびます。	現行職務についている自分の立場からいえば、自分が行なったことではないので非常に腹立たしいですが、国民のみなさんに早く信頼回復できるよう親切、丁寧に窓口、電話対応を一件、一件積み重ねております。やはり人間が行なうことには、限界がありますので、事務処理後のチェック体制が一番の反省点だと思います。
6372	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	機構採用者のうちやむなく准職員採用予定者を希望により正職員にて採用することにより、やるきをさらに恒常させて対応し、また、協会移行者についても協会に対して支援を要請する	5千万件という言葉数字が表面化した時期	記録確認に相当の期間・尽力が必要なことは在職者であればすぐに考えられたことだと思います。にもかかわらず公務員改革と称し職員の削減や協会の設立による熟知した職員を移行させてしまったこと。せめて、記録問題がかたずくまで、削減、協会設立してしまったことが反省点。
6373	地方庁	その他(社会保険事務局)	1・漢字の読み方の違い(強引な音読みや逆にすべて訓読み等)により、本人の物と認識されていない番号がかなりある。 2. 女性は以前は雇用に年齢制限が多かったため、意外にさばをよんだ記録があったりする。	2. に関しては、生年月日を無視した検索をしたものを確認してもらっているのですでに対応済みかと考える。 1. に関しては、カタカナのみの氏名で登録されているものに「予想される漢字名」を第三候補あたりまで登録できるようにして、その漢字からも0901検索できるようにできると、多少は違うかと思う。 だが、やはり年金相談の折にさまざまなありえないような読み方も確かめてみるというのが、最後の砦になるのだと思う。	お恥ずかしい話だが、年金問題が表面化するまで 『過去は厚生年金と国民年金が別の制度であった為に統合されていない記録がある』 『年金受給や年金相談のときに判明した記録を統合することで記録は確認できる』 『年金受給者は、受給審査の際にすでに年金記録は調査・確認されている』 程度の認識であった。 手書き台帳からのオンライン化のときに、適当な漢字や名前を登録したり、不明な部分は適当に登録していたという事実や、過去の年金受給の際に、あまり調べずに年金受給を行っていたという事実は、当局にも認識していなかった。	自分のできる限り様々な名前の読み方を試してみる等、本人のものである可能性のある年金記録を探し出すように努力した。 また、年金番号の登録等、情報を登録する際に、振り仮名等の入力により一層の注意を行うようになった。 問題点は、やはり『軽い気持ちで適当にやった』事に尽きるのではないだろうか。 これには当然自分自身も含まれるのだが、やはり年金問題が表面化する以前の社会保険庁は、脇が甘く適当な部分があったと思う。 今の逆風を横を正す機会として、『サービス』の精神を忘れずに、手間を惜しまず確実な仕事をしていく必要があると考えている。
6374	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	1外国籍を取得した以降の海外居住期間が合算対象期間として考慮され、年金が決定されているケースがあると思われる。(特に、外国籍を取得しながら日本国籍の除籍手続きが取られていない場合、本人からたっての申出が無い限り、彼が事実上日本国籍を喪失していることが判らない) 2基礎年金番号制度が開始される前に海外へ転出した方について、年金番号の調査や統合が、国内居住者に比して進んでいないと感じる。 3外国人の資格記録を調査する際、氏名の登録方法が確立されていない・いなかったため、調査をうまく行うことができない。	1長期渡航の際に必ず訪れる場所や官庁(例えば空港、税関、大使館、領事館等)と連携を取り、海外居住期間や外国籍取得の有無が、日本年金の決定を左右しうる旨の広報を行う。あるいはHPを活用する。 2現在、海外居住者は外国送金システムにて管理しているが、全てオンライン上にて管理するようにする。 3外国人氏名の登録方法を確立させ、周知を徹底する。(アルファベットで登録できることが望ましい。ミドルネーム等、日本人の「氏」「名」の概念から外れた部分の登録方法をどうするべきかも確立する)	・いずれお客様から疑問の声が上がる問題だとは考えていた。 ・社会保険事務所に在籍しはじめた平成15年初め頃	・お客様より年金申請や資格記録照会があったときは、考え得る氏名、事業所名から検索を行った。 ・制度、事業所を移る毎に番号を付与した点。複数の番号を付与した場合、将来どのようなことが起こり得るかの想定が甘かった点。
6375	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	今までの作業を継続していく。	基礎年金番号に統合されていない番号が、まだかなりの数残っているとは思っていた。将来的に統合が進めば解決されていくともおもっていました。実際に洩れている記録がこれほどあることを認識したのは、ねんきん特別便が発行されて以降です。	相談業務、フォローアップ調査等に積極的に対応してきました。特別便の送付にあたって、定期便と同様の情報を送付できていればと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6376	地方庁	その他(社会保険事務局)			記録問題を知ったのは、新聞やマスコミ報道がされ始めて始めて知りました。 私が知っているのは、オンラインに切り替わった後のことなので、事業所の届に基づいて処理している以上、今現在言われているような問題についてはあり得ないという思いでした。ただ、実際に記録問題に関する業務に携わってみると、オンラインになる前の紙で管理していた時代の台帳の中身や管理自体がずさんであり、これは起こるべくして起こった問題だと考えるようになりました。	とにかく本庁が示したマニュアルどおりに処理を行うように心がけましたが、実際は、内容的にマニュアルどおりにいくものばかりでもなく、記録の解明にも限界があるという現実を思い知らされました。この問題のポイントとして、記録管理の重要性を認識していなかった点があります。紙台帳での管理していた時代のこととはいっても、それはうちに限ったことではなく、全国の銀行や保険会社でも同じだったはずであり、長期に記録を管理するという意味では何ら変わらないので、何も言い訳はできないかと思います。今はオンライン化しており、紛失や記載の不鮮明という心配はないですが、資格期間や報酬について、事業所が提出する資格関係や報酬関係の届書の内容が事実と相違しているかどうか、これは書類を見ただけでは確認のしようがなく、届書どおりに処理をしても、何十年後も後になって本人から事実と違うと言われても、正直どうしようもないのではという気がします。届書を全て保管するのも現実的ではなく、そうなると、解決方法はやはり、こちらから被保険者に逐次確認を求めていくしかないのではないでしょうか。それも、それを何十年も後になって確認を求めても、今と同じ状況になるので、ある程度短いスパンで定期的に
6377	地方庁	その他(社会保険事務局)			記録が抜けているという事が信じられない思いでした。 当時は基礎番号などもなく、会社に入る毎に新規で番号を新しく取る事が多く行われていたので、いくつもの番号を持っている人がたくさんいる。 当時は加入日や喪失日もあまり重要視されていない。 名前の読み方やお誕生びなども正確に記入されていない。 平成19年夏頃です。	お客様の記憶の確認等 出て来た記録のヒントで思い出してもらう等 もっと早く対応する事が出来たらと思う
6378	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金制度でも厚生年金制度でも現在「職権適用」を実施しています。法律的に問題ないのか疑問です。問題ないのであれば、通知ではなく、条文を改正してから現場に下ろしてほしいと思います。	法律を改正し、届がなくても無条件に適用もしくは喪失することとする。例えば厚生年金を資格喪失すれば国民年金を自動的に加入とさせる。その後、続けて厚生年金等に加入すれば自動的に国民年金を喪失する・・・など。	狭い意味での年金問題と社会保障全体の中での年金問題と実際問題の個々の方の年金問題が混在しているように思います。このような状態は、バブル以降の不況や、年金受給者の増加また社会保険庁問題等により特に最近大きく取り上げられているのだと思います。	一職員としてできることは、相談にこられた方に現状を説明し、必要があればお詫びするしか方法はありません。反省はたくさんありますが、お客様の立場にたちがんばっていきたいと思います。
6379	地方庁	その他(社会保険事務所)	特別にありません。	定期便等御本人に現在までの記録をお知らせし、もれている記録がないか、また、氏名、住所等の履歴がわかればそれらしい記録を提示し、御本人様に確認をしていただく。ただし、処理をするにあたり本人様の記録を確認、統合方法について細部にわたり決まりごとを作成をしておくこと。また、年金を受給している方もおられるので迅速に確認、処理をしていく必要があると思います。ありきたりですが以上です。	マスコミにて年金記録問題を報道されて、職場からの通知(年金特別便を送付する。)などにより事の重大性を認識しました。	旧台帳処理を行っていましたが、該当の方々がお年を召していること、該当記録期間が古いので御本人様に確認をとっても思い出してもらえないこともありました。なぜ、ここまでほおっておいたのか反省しなければなりません。御本人様の記憶がたしかな時に確認をとり誤りがあれば、訂正をしていくなどしていっけばと思います。
6380	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	・存じません。	・再度、全国的に広報を行い、一人一人に自分の記録を確認していただく。 ・年金記録未回答の方、不明の方について、文書・電話あるいは、訪問等により聞き取りを行う必要があると考えます。(年金受給者、高齢の方を優先に) ・加入記録に空白のある方で、氏名の変更となった方については、加入記録に氏名変更による記録もれがないかを、再度確認していただく必要があると考えます。	・大変多くの人が、番号を複数のままで重複取消等の届出がないのだと感じましたが、本人の年金裁定請求時において、簡単に他の番号の記録も確認でき、統合できるものと思っていましたので、これほど多くの方の記録が、事業所名、氏名等が不明により、統合できていないとは認識していませんでした。 ・2005年春頃だったと思います。	・上からの指示により対応しようとしました。 ・制度が基礎年金番号となった時点で、もっと積極的に広報を行い、氏名の変わった方、年金手帳を2冊以上もっている方等に対する積極的な広報周知を行い、きちんと基礎年金番号に統合すべきであったと考えます。 ・また、年金相談、裁定請求時等において、本人の記録がつながっていない方について、空白の期間、どのようにしていたか等の聞き取りを十分にすべきであったと考えます。
6381	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		ありません。	
6382	地方庁	その他(社会保険事務所)		一件一件丁寧に時間をかけてこなしていくしか無いとおもいます。 急がされるとミスが発生しやすくなるため、余計な事務が発生します。	採用されてそんなに年数がたっていないため、マスコミによる報道で知ったというのが実情です。	窓口、電話による相談で、できる限り丁寧に聞き出すことを心がけました。 定期的に記録確認を行うなどしないと、人間の記憶は薄らいでいくという事が まったく認識されていなかった事が問題だと思われます。
6383	地方庁	その他(社会保険事務所)	何もありません	記録問題に係る人員の増加 及び 特に厚生年金にあたっては、届出は会社を通じておこなわれており、事業所の届出如何にも係っていることを、きちんと広報していただきたい。	年金記録問題が発覚したときは、育児休業中であり、ニュース報道にてこの問題をはじめて知りました。	国民の方々一人一人の年金記録を守るという、職員個々の意識が甘かったことが問題の一因であったと思われます。 現在行っている一つ一つの処理が30年後に如何になるかを意識して入力処理等を行うようにしています。
6384	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	対応はやりつくした後は本人からの申告を待つだけと考える	本人が職歴を忘れているので記録を見つける事が出来なかった	本人への情報提供が遅かった
6385	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	職員の中でも専門的知識を有する人を中心に、全職員で取り組むことです。	国民の大事な年金を管理する管轄庁がこのような状態で、非常に重大な問題。記録もれや訂正も含めて、受給額に影響が出るため、早急に解決すべきことだと考えました。記録問題がマスコミ、新聞等で問題になったのと同時期だと思います。	本年4月より記録管理課に異動になり、日々記録整備にあたっていますが、土日も含めて全力で取り組んでいます。過去記録問題なので、当時の職員の意識の薄さが上げられますが、今後将来このような問題が起きぬよう個人個人高い意識をもつことが必要。業務にあたっては、全職員取り組むべきではありますが、専門的知識も必要になるため、そういった人を中心にうまく回すべきであると思います。
6386	地方庁	社会保険事務所課長級以上	年金記録問題について、世間一般に知られているような事しか知りません。	ご本人様から照会が出ている分について、早期の回答が必要だと思います。現在作業中の、市町村の被保険者名簿の画像化を早期に完了し、回答が保留になっているみなさまへ、早期に回答しなければならないと思います。 今まで市町村の職員の方々が、被保険者名簿の調査をしてくださっていました。しかし、その全てを当所で行うわけですから、大幅な人員の確保が必要になると思われます。出来れば年金記録関係に精通している方(OBの方)の協力が得られればと思います。	昭和61年4月より、基礎年金制度が導入され、平成9年1月に、その当時加入していた制度の番号が基礎年金番号になりました。しかし、それより前に加入していた他の制度の番号をお持ちの方が大勢いらっしゃるのは、当然のことですし、知っていました。 ただ、コンピューターに登録されていない、紙台帳のまま保管されている厚生年金の記録がある等々の問題は、平成19年以降の年金記録問題が報道されるようになり初めて知りました。	ご高齢の方々に事務所の窓口で何時間も待っていただくという、非常に申し訳ない事態になってしまいました。そのため、迅速・親切・丁寧な対応で、年金相談をさせていただきました。お叱りを受けることが多かったですが、時に暖かい激励のお言葉をいただいたこともありました。 反省点として三点が考えられます。 一点目は、基礎年金番号通知書を、もっと早く送付できなかったのかということです。旧法で、それぞれの制度から年金が出ていた制度を、昭和61年4月に新法に変更し、基礎年金制度を導入していますが、被保険者のみなさまに基礎年金番号通知書を郵送し以前の記録の統合をお願いしたのは、平成9年1月になってからです。 二点目は、大切な記録の管理が、あまりにもずさんであったということです。紙の記録をコンピューター化する時に、年金記録を臨時職員に入力させたこと、入力後のチェックをきちんとやっていなかったのではないかと思われる点です。 三点目は、平成9年当時の広報不足です。テレビ等のマスメディアの力は大きいと思います。平成9年当時、もう少し記録をまとめるお願いの広報が出来ていれば、あるいは、テレビ等が年金の報道を今のように取り上げてくれていればと思います。
6387	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	なし	年金記録問題の解決に向けての方策としては、やはり一件一件を機械及び紙台帳等との突合を行い、確実なものとし国民の皆様の信頼回復を行なうことが重要であることから、記録等に関する豊富な知識を有した者による作業であることから、専門チームによる対応。	今回の報道等により知りました。	お客様に納得していただくためには、記録一つ一つを確認し丁寧に説明を行なった。 以前の記録は紙媒体で各県で管理されていたものを、本部で機械管理を行なう時点でいろいろと問題点ができたのではと考えます。各県で機械管理への切替を行なっていれば、問題のあるもの等が各県で最小限にできたのではないかと、また、そのものの把握、管理もできたのではな
6388	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般には、年金記録問題は社会保険事務所のずさんな記録管理と認識されていると思われるが、それ以外にも、偽名使用や、生年月日の偽り、企業における架空人物の登録などもあったとのうわさを聞いています。但し具体的な話は知りません。	生年月日については、現在もやっているようにある程度の幅をもって検索することにより、対応が可能と考えられるが、氏名、生年月日とも異なる登録をしている、あるいはまったくの架空人物の番号を統合する方策はないと思います。	基礎年金番号に未統合の記録が多数存在すること、原因としては基礎年金番号導入時に、その他の番号をどのように基礎年金番号に一本化するかについての方策が十分でなかったのではないか。実際に未統合記録が5千万件も存在すると知ったのは、新聞報道などで話題になってからです。	会社等から新入社員の番号が不明であるとの問い合わせに対して、二十歳以上であれば基本的に番号がないことはありえないことを説明し、重複付番を避けるよう誘導した。しかし、未統合手番を含めて複数の番号をすでに持ってる方について、当初は、請求時までに統合すればよいというような認識を持って説明していたのが反省点です。
6389	地方庁	その他(社会保険事務所)				
6390	地方庁	その他(社会保険事務所)	制度発足から昭和20年前後の厚生年金被保険者記録において、紙台帳の被保険者記録がオンラインに未収録となっているものが多い。 ・手帳記号番号が未収録になっているもの ・手帳記号番号が収録済みでも被保険者記録が未収録 法制度発足から昭和20年前後の厚生年金被保険者記録において、ンラインに収録されている厚生年金被保険者記録と紙台帳の記録が合致していない記録が少数ではあるがあった。 ・複数の厚生年金被保険者記録が一つの被保険者記録となっているもの (中には紙台帳記録が確認できないため、被保険者記録の間に未加入期間があるかどうか確認できないものもあった。)	早急に収録する必要があると思います。 また、厚生年金被保険者記録は収録されていても事業所整理記号等が0となっているため事業所の特定ができない記録も多いため、現在ある紙台帳記録を一から見直す必要があると思います。	期間照会業務を行っていた平成17年ごろに知ったと思います。 当時紙台帳をマイクロフィルムに収録されたもので確認していましたが、オンラインに反映されていないものがあまりに多く問題意識を持ちました。	できるだけオンラインに反映できるよう判った範囲でしたが「旧台帳索出照会処理」入力をしていました。 反省点としては、確実に記録管理できていなかった事、機械化のときにどういう基準で入力処理となったか判りませんが、処理漏れとなっていたものが多かった事ではないかと思います。
6391	地方庁	その他(社会保険事務所)		昔の台帳と現在のオンラインの記録を突合させ、コンピュータに正しい記録を漢字を含めいれる。古いカセット記録もすべていれる。正しい記録が入ってから、該当候補者に照会を行う。	オンライン化するときのずさんなデータ処理の問題だと思いました。以前より、フリガナの誤りなどは見たことがありましたが、そんなに大量の浮いた年金記録があるのは、報道で初めて知りました。	窓口での相談の際は、考えられるフリガナすべてで検索したり、生年月日に幅を待たせて検索したりしました。正しいデータ化(漢字を含め)ができていなかったことと、オンライン化以降今まで、少しずつでも台帳などとの突合を行い、記録を正しくしてこなかったことが反省点だと思います。
6392	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成19年ごろ、ねんきん特別便の送付が始まった時期。当時はまだ在籍しておりませんでした。何十年も昔、コンピューターが一般的でない時代の紙の台帳が紛失してしまった問題なのだろうかと認識しておりました。 基礎年番と手番のことを知ったのは在籍してからです。 ご本人にとっては死活問題にも関わる当然の権利が失われてしまうかもしれない大変な問題との認識はすぐに持ちました。	本人の可能性が高そうな手番があっても、本人が「他に職歴がない」と答えれば、その手番は未統合のまま残ります。 実際は、年金相談の中で、被保険者自身ははこれ以上厚生年金の記録はないと思い込んでいても、当時の住所、前後の記録が明らかに本人を示していて、先入観抜きに短期間の職歴も含め確認すると統合可能な手番であることも多くいます。 手番の整理が進んで、未統合の手番が少なくなってきた頃に、一度の確認でその場は統合不可の手番であっても、統合先候補のメモのような事務を残せるようなシステムが追加されると便利かなと思ったことがあります。
6393	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知らない。	時代、時代背景と年金行政・記録管理方法を国民に説明(広報)を行い理解を深めるべき。その上で一定の区切りをする。	知らされていなかった部分もあるが反省する点も多くある。	被保険者記録=お金という意識が欠如していたと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6394	地方庁	その他(社会保険事務所)		経費を惜しまず短期間に処理すべきと思います。	正確にいつごろか覚えていませんが、危険なことをしている職員がいると感じたことがあります。	そのつど上司に伝えました。 それ以上のことができなかったのが残念です。
6395	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	すべての問題を一気に解決しようとするのではなく、優先事項を決めて取り組むべきだと思います。	入庁前から知っていました。	新たに問題を増やさないように日々の業務に取り組んできました。被保険者の方、受給権者の方が年金制度やご自身の記録についてすべて理解しているという前提で、業務に取り組んでいたと思います。もっと丁寧に説明するという意識が欠如していたことが反省するべき点だと思い
6396	地方庁	その他(社会保険事務局)	特には知りません。	正直解決には相当な困難を要するとおもいます。社会保険の歴史を知る知識の豊富な職員が必要かと思います。各県で扱いも違っていたと思いますのでその状況把握も必要になるかと思います。人海戦術だけでは解決は不可能でしょう。	機械化された当時、古い記録に関して、氏名や生年月日が登録されていないものが存在することは確認できていたので、古い名簿は大切に保管しなければいけないと思っていました。ただ、記録にないものは期間調査願いにより調査を行っていましたので、このような大問題になることは予測していませんし、新聞報道等で認識しました。	WMで索引できなかった本人から申し立ての記録はあらゆる手段を講じて調査しました。ただ、本人の記憶にないものに対しては、対応が取れなかったのが事実です。問題点とすれば時期があまりにも遅すぎるの一言です。紙媒体しかなかった時代のものですから保管についてもっと神経質になるべきだったと思います。しかたのないことですが、資格取得届が厚年・健保抱き合わせであることが、保険証は早くほしい、だから年金番号は新規取得でというケースも多く同一人が複数の年金番号をもつことになったと思います。
6397	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	時間がかかるとしても、現在と同じ様に一つ一つの案件に対して地道に取り組みを行うしかないと思います。	全所体制で最重要課題として認識されていました。 平成19年頃です。(ニュース等で知った)	全所体制で行っていた、窓口対応等にできる限り対応しました。 機械化がされていなかったので実現は困難だったとは思いますが、制度発足当初から基礎年金番号制度が導入されていれば、少なくともここまでの問題にはならなかったのではないかと思い
6398	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	一つ一つ問題を解決していく。	全職員の共通の問題として、お客様の対応を行った。 報道等により知ったと思う。具体的な時期についてはわからない。	お客様の立場に立ち、親切、迅速、正確な対応を行った。 名寄せ、特別便、フォローアップ、旧台との突合せ、定期便等それぞれの対応となってしまいお客様にとってはどうだったのかとも思います。
6399	地方庁	その他(社会保険事務所)			組織の問題と認識していました。 そのような問題が存在することを知ったのは、入庁1～2年目だったと思います。平成8～9年ご	個人での対応は不可能と判断しました。先輩から、そのうち業務センターなり社会保険庁から指示がでるだろうと言われ、そういうものだと思っていました。
6400	地方庁	その他(社会保険事務所)			特に問題だとは認識していなかった。オンラインに移行したときから完全収録ではないことは知っていた。	全ての年金記録を完全収録しておくべきだったと思います。
6401	地方庁	社会保険事務所課長級以上	被保険者名簿の記載自体が誤っているものがあると思われる。昔の被保険者名簿が本当に全部あるのか疑問に思うことがある。	古い記録の場合、証拠となるものがないと思われるため、具体的な方策が取れないため、第三者委員会で判断していくしかないと思う。	名簿で管理していた時代の被保険者の資格記録を調査して、記録が見つからない時に、本当に記録の管理が大丈夫なのかと疑問に感じたことが、新人時代からあった。そのような中、過去の年金支給額が本当に正しいのかと感じた。 国民の大事な年金記録を管理する役所として、年金記録が無くなるようなことは、絶対にあってはならないこと認識しています。	紙の被保険者名簿での管理では、不備な点があったことを反省し、今後は、オンラインで管理しているため、資格取得等の届出内容を正しく入力するために、職員同士で二重チェックをしていくことが必要である 国民の大事な年金記録であることを常に意識して仕事していこうと考えています。
6402	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	公にされている以外は知りません。	今、記録に疑義を申出いただいている皆様の年金記録を調査確認し未処理をなくすこと。 定期便は一巡していないうえ、受給者の報酬のお知らせがされる中では、当面マンパワーが必要です。 マスコミの対応も重要だと思います。	平成9年1月以前は、年金手帳を2つ持っていることは制度上当然の帰結と思っていましたから、今言われている年金記録問題であるとの意識はなかった。 したがいまして、今回の年金記録問題で初めて知りました。	上記にように年金手帳を2つもっていても年金請求時に整理すれば良いと思っていましたから、最初は戸惑いもありましたが、多数の年金受給者にも記録が漏れていることを知り、申し出がある方はすべて年金記録を再確認する必要があると思いました。実際、社会保険事務所の窓口に多くの来訪者があり窓口の支援で対応しました。 過去に、年金記録を整備する機会があったと思われるが、その機会を有効に活用できなかったことが残念です。 また、年金請求時に名寄せをして情報を提示していれば、これほど多数の受給者に記録漏れが生じなかったのではないかと思います。
6403	地方庁	その他(社会保険事務局)	世間一般に知られていないかどうか分かりませんが、統合されていない手番の年金記録には、いろいろな事情から偽名が使われていたり、場合によっては架空の記録があると思います。	1. これまでご相談に来られていないお客様については、 ①これから受給手続きをされる方には、窓口にてお客様自身に細かくご自分の記録を確認していただくこと。旧姓を含め、すべて記録に漏れがないか確認していただくこと。 ②受給者で相談に来られていない方にはこちらから訪問し、本人・家族と面談して記録を確認していただくこと。 2. 統合されていない手番記録については、名寄せシステムのさらなる機能 強化と、国年手番の記録については、今進められている市町村の被保険 者台帳の電子化から作業を進めていくこと。 以上、すでに進められていることばかりですが、一気に解決する手段はなく、本人や家族による記録の確認のための窓口強化や戸別訪問とシステム強化 を続ける必要があると思います。	私は適用業務に在籍したことはありませんが、平成10年の採用間もないころ、同僚や上司で適用業務にいる方から聞いて最初に驚いたのは、取得届に給与額等事実確認する添付書類がないことでした。例えば採用時における給与、月間の勤務日数を確認するものがないと、取得時の標準報酬の決定は事業所の言うままになります。また、住民票や戸籍などで被保険者本人の住所、氏名、生年月日も確認することなく処理された場合には登録誤りや偽名、架空の被保険者が発生することにもなりかねません。 決定通知等はすべて事業所あてであり、どれだけの被保険者が事業所から標準報酬月額を知らされているのかなという疑問がありました。 そういった事実と異なる記録がある、または事実と異なる手続きをされている人方がいるのではと思い、事務取扱や制度、システムの不十分さ感じました。 もうひとつ問題と感じたのは、国民年金課当時、来所されるお客様の手帳を拝見した際、手番を統合されていない方が非常に多いと感じたことです。すでに基礎年金番号が導入されていましたが、統合手続きの広報の不十分さを感じました。	国民年金課当時は、手番を統合されていないお客様には統合の説明と事務処理をいたしました。また上記のとおり、適用業務の実務には携わりませんでしたが、記録問題の相談窓口においては、厚年取得時に誤み仮名や生年月日が誤って届出されている可能性、標準報酬については決定方法について説明しました。また、社会保険事務所では、本人からの照会にはいつでも対応する旨説明し、こまめに記録確認していただくことをお勧めしました。 現時点でのこの問題の反省点として、私が思うのは、厚生年金について言えば、届出関係が社会保険事務所と事業所との間で行われ、その手続きによる通知関係もすべて事業所あてであるということ。そのため本人が記録の確認を自発的にしないと情報が得られなかったことがもっとも大きな原因であると思います。 被保険者あての連絡は事業所の責任において行うべきとして、現時点でも被保険者にも通知するシステムにはなっていませんが、被保険者あて通知をする仕組みの構築をすべきと思います。 制度やシステムの不十分さ以外の反省点としては、基礎年金番号導入時に、今回のような記録統合への大掛かりな広報と調査をせず、年金受給前に統合すればいいと考えたことの、組織としての認識の甘さであると思います。 平成9年導入の際にはすでに多くの年金受給者がいたわけであり、この問題が始まった以降、当時受給者だった多くの方が再裁定の手続きをされました。 導入時に記録統合の手続きのお知らせをされたとは思いますが、当時の受給者だけでも、もっと広報や調査をすべきだったのでは。また、受給前の方へも導入後何年以内に記録統合を終えるという、組織としての作業目標をつくるべきだったと思います。
6404	地方庁	その他(社会保険事務所)			マスコミで大きく取り上げられたとき、今から5年位前に大きな問題であると、認識しました。 私は、国民年金の適用の係に在籍している時、紙台帳から、コンピュータに切変される時、特殊記録ありと特殊記録なしで、台帳が区別され、特殊記録なしは、廃棄してもよいということであった。このような指導が、あとあと、問題になったのではないでしょうか。 厚生年金の脱退手当金についても、請求書が5年で廃棄された時期があり、被保険者に十分説明ができない状態です。	年金問題の対応は、1件1件地道に誠意を持って対応していくことだと思います。また、記録は、すべて、保存しておいたほうが良いと思います。
6405	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし。			
6406	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。			
6407	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	正確な事務処理を行う	重要な問題と認識しています。知ったのは平成19年ごろです。	相手の立場に立った対応をした。正確な事務処理を強化する。
6408	地方庁	その他(社会保険事務局)		記録調査に係る専門のスタッフの人数を大幅に増員する必要があるのではないか。 通常業務と掛け持ちでは、個人にかかる負担も大きく、早期の解決は困難と思われる。	同一人が複数の年金番号を持っている事案があることは、20年ほど前に採用されて、仕事をしていくうえで分かっていた。 しかし、年金の裁定請求の際に、氏名索引等でほとんどの記録が統合できるものと考えていた。	複数の記録については、比較的容易に統合できるものだと考えていた。 このように、この問題を、大きな問題として認識していなかったことが、現状を招いた大きな要因であると思われ、そこが、反省すべき点である。
6409	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	個人の記録は年金にかかわらだけに重要である。 あまりにも記録が統合されていない為、本人の年金申告とはゆえ、手番が多すぎる。 平成19年又頃	来所された方の受付票に記入してある名前、旧姓、生年月日を確認し、 聞き取りを行う。聞き取りが一番大事。 本人の記憶を忘れた場合は、いろいろなことを総合的に考えて質問し、確認後統合の手続きをおこなっている。 年金が発足してからの年金に対する本人の知識不足が多いばかりではなく、その為の年金の広報での重要性にかけていたのでは 統合後の再裁定に時間がかかりすぎている。 職員不足の為一人一人の労働時間が長く無理がある。 現在窓口業務の謝金においては、職員と同じように労働しても、あまりにも労働に対する賃金が低すぎ、責任だけが重すぎる。
6410	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	時間だけ早くしても調査が雑になるので、調査は時間をかけてでも丁寧におこなうべき。(事務所職員OBや元職員にも応援要請等をおこなう)	社会保険庁職員全体で解決すべき問題(現職員・元職員を含め)。 特に問題認識はなく、いつのまにか大事になっていた。	記録補正・調査を主におこなっておりましたが、調査依頼について法令順守を守りつつ、1つでも多くの事案を解決させようと努力してきた。 自分では調査を丁寧に行っていきたいと思っていたが、全体として時間(速度)優先となっており、結果的に内容不十分な結果になっているものもあると思われた。 これまでの方針が処理速度を優先させていたが、それに対する体制が整っていなかった事も反省すべき点だと思った。
6411	地方庁	その他(社会保険事務局)			一部の見解からによる報道機関の情報によって、地域住民の不安をあおるだけあおって、その後の責任等は行政に丸投げされており、二度とゆるせない行為であると思います。 (平成18年6月4日であったと記憶しています。)	社会保険事務所に来られたお客様に対しては、誠心誠意対応して納得・安心されたうえ、家路について頂いておりました。 ただ、お客様一人ひとりの所要時間がまちまちなため、中には五分で終われる方が見えたにもかかわらず、二時間以上お待ちいただいていたことが苦痛でした。
6412	地方庁	社会保険事務所課長級以上	事業所記号番号の二重払出について以前に確認調査し訂正処理を行っているものと思っていますが、事業所検索検索においても、正しくなっていないこともあるのではないかと思うとまだまだ、不十分なものではないかと思います。	今後の信頼を得るためには、年金加入記録記録のお知らせばかりでなく、相談対応の事跡管理システムの導入が必要ではないかと思われます。 現時点での結果については、相談票に記載だけで終わってしまい、そのままの相談結果がいかされていないように思えます。 いつ、どこでどのような相談を行っているのか。また、その相談結果はどのような結果であったのかをオンラインで事跡管理し、過去の相談結果や本人宛の通知書の発送事跡等できればいいのではないかと思います。 年金通帳や社会保障カードなどのものも、検討されていますが利用者にとっての効果と、事務面での効果を考えると早くの導入も検討すべきではと思います。	「被保険者記録照会票」で過去の厚生年金の記録で、事業所名が古いから表示されていないことであるとか、記号番号の二重払出があるということは勤務していた事業所名が正しく表示されないということが、年金相談時において本人の申出の確認が出来ないということは、正しく年金がしはらわれているのかなと思っていました。 いつ頃かははっきり覚えていませんが、昔の相談した担当者が不親切であったとお客様から言われたことを思い出します。	年金相談時に、事業所名を確認をする。また、その時点で確認出来なくても後から再度相談をしていただくように心がけた。 過去の年金相談時においては、現在の「被保険者原票照会票」が出来ないために他庁の記録も確認に他庁にいらいしなければならず、時間がかかっていたが今現在では確認が出来るようになっているものの加入記録照会申出が後を絶たないでいます。 基礎年金番号の導入時において、もっと過去記録の整備に力を入れるべきではなかったのかと思われます。 また、市町村の納付記録についても台帳の移管または貸与をしているが、平成14年当時に廃業している市町もあることから、管轄市町担当者とも話をしていると、あの台帳を保管していれば確認が出来て救える人たちもいたのではないとと話があることからもう少し早い時期に移管するように対応できればよかったのではないかと思われます。
6413	地方庁	その他(社会保険事務所)	カセットが空いてないのがまだある。	カセットオープンする。	昔は本人確認できないものは記録には入れてはダメだと教えられてきました。 本人が思い出すことができなければ記録には追加できませんでした。	本人が会社名を思い出せなくても聞き取りをして本人だと確信がとれれば追加した方が良かったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6414	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	お客様の立場に立って、できる限り申出した期間を見つけ出し、安心していただくこと。	こんなことがあるとは思ってもみませんでした。 問題が発覚するまで創造もつきませんでした。	(7)にも記載したとおり、早く情報を取り戻し、皆様に安心して老後を迎えていただけるように自分なりに精一杯前向きに対処したいと思いました。 思うように中々解決しない自分なりの苛立ちを覚えています。
6415	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	特にありません	社会保険庁の年金記録管理の不備により、本来、ご本人の記録となるべきものが、ご本人の記録よりもれていたこと。 問題の存在を知ったのは、平成19年頃。	記録のご相談をいただいた際には、ご本人の記憶にある些細なことまでもお伺いし、一つでも多くの記録が判明し統合が行われるよう対応した。 反省点 基礎年金番号が定められるよりも以前より、厚生年金であれば、複数の職歴を持つ方でも、同一人の厚生年金手帳番号に全ての記録が納められるよう、資格取得届を処理する際に、他の手帳記号番号を持たれていないかを入念に調査すべきであったし、国民年金の場合では、市町村との連携を密にし、納付記録を管理する必要があった。また、遡及しての資格取得の場合、時効により納付できなかった期間以外の期間について納めていただいているケースで、お客様には、これで全て納まりましたとの説明だけで、時効によって納付できなかったものがあることを伝えられなかったとの苦情が多いため、説明の際は、どんな些細なことでも漏らさず説明すべきと考えます。 また、各制度において共通の反省点として、制度についての説明を直接、被保険者の方々にお
6416	地方庁	その他(社会保険事務所)	特別便・定期便が送付されてもまだまだ無関心の者がたくさん見受けられる。	得策はないが、確実にご本人の記録と特定できる記録については職権で統合できないでしょうか。	平成9年以前は制度ごとに付番されていたので、未統合の記録は以前より承知していた。老齢年金等請求時に整理できると認識していた。	裁定請求時に整理できると思っていたが、オンライン記録(WM)に反映されていない多くの記録の存在を改めて認識した。
6417	地方庁	その他(社会保険事務局)	昔は、名前、生年月日を偽っていることがあります。記録上、脱退一時金を受け取っている人の中には、退職金に含まれていたり退職祝いとして物に変えられていることがあります。若いときにアルバイトや短い期間だと思って、厚生年金に入っていないと本人が思っても加入していることがあります。昔の事業所名には屋号が入っていることがあります。国民年金保険料は集金した職員が横領してしまった場合があります。	カセットオープンしていない記録が多いのですべてオープンする。職歴は本人が一番わかっているので、特に空白期間があるとこについては本人にさまざまな角度から思い出してもらうしか方法がない。場合によっては事業所名を言ってみる。特別便を提出していない人には直接訪問して話を聞く。	年金記録問題がマスコミに取り上げられる少し前に知りました。年金記録問題は、全職員一人一人が粘り強く取り組んでいって解決していくしかない問題だと認識していました。	電話、接客時においては当時の詳細を聞きました。厚生年金であれば、本社があるか、具体的な事業所所在地、、保険証を使った記憶、同僚や社長の名前、どんな仕事をしていたか、勤務時間、勤務体系、そのときにあった出来事など人生を振り返っていただきました。国民年金では、細かな住所地、いつどこでだれがどのようにしていくら納めたか、そのときにあった出来事などを振り返ってもらいました。反省点は、年金請求の際に過去の職歴を思い出してもらい、この記録で絶対大丈夫というとこまで突き止めなければいけなかったこと。台帳からオンラインシステムに変わったときに、すべての記録をオンライン化しなければならなかったこと。現在のように、年金に
6418	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	可能であれば全ての記録の確認が必要と思いますが、人員が限られるため業務の優先順位をはっきりと示した上で、集中的に処理を行うべきと考えております。 現状では、再裁定と、受付済みの記録照会への対応を優先すべきではないでしょうか。	日常の業務で記録問題に相当する相談を受けたことが無かったため、当初は一部の特殊なケースであると考えていました。 このような問題を初めて認識したのは、新聞、テレビ等で報道され始めた頃です。	各種報道から、この問題が全国共通の問題であることを認識し、窓口等で可能な限りお客様に当時の記憶を思い出していただく勧めました。 この問題に対する反省点としては、社会保険庁としての対応が常に後手に回ったこと、職員に対しての制度や記録管理の変遷等についての教育が十分でなかったことが挙げられると思います。
6419	地方庁	その他(社会保険事務所)		問題解決にかかる必要人員の確保 機構以降後も十分に人員・資金を割くことができることが大切だと思う	国民の皆さん(自分も含め)のほとんどに関係がある国家レベルの問題 知ったのは採用直後	日々の窓口相談を通じて自身の知識をつけ、また入力業務等も積極的にかかわるようにした 反省点としては、国民一人一人の立場に立つという視点が欠如していたことによると思う
6420	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	年金記録に付随するものとして、「旧令共済組合員の記録管理」にも問題があると認識しています。旧令共済に関しては、社会保険庁の所掌ではないため、関係省庁に照会を行った上、期間が判明した者について老齢厚生年金等への加算処理を行っていますが、窓口の社会保険事務所で裁定請求書を受理する際、軍属としての勤務期間の確認を行っていないケースが多いため、 本来であれば旧令加算されるべき人であるにもかかわらず、未払いのまま死亡されている方が相当数いると認識しています。私が社会保険事務所の年金相談窓口の担当者に旧令共済の話をした際、旧令という言葉すら知らないという事が実際にありました。今頃になって「旧令勧奨システム」が稼働していますが、はっきり言って20年遅すぎます。戦時中に現役だった殆どの方々は、昭和の時代に年金の裁定を終えており、その多くの受給者は、現在80歳を超えています。履歴申立てをされても、同僚や上司が既に死亡されているため、在職証明が取得出来ず、泣き寝	問題の完全解決は不可能と考えます。問題の発覚、対策の着手時期が遅すぎたのが致命傷になったと認識しています。未統合記録は着実に減少してはいますが、「焼け石に水」の感があります。ある程度統合が終わった段階で、頓挫するのではないかと懸念しています。被保険者の多くは既に死亡されており、現存されていたとしても、高齢で記憶も曖昧のため、「最後の一人に至るまで未統合記録を無くす」事が無理というのは、誰の目から見ても明らかです。	組織犯罪であると認識しています。また、マスコミを通じて全世界に発信されているため、日本の恥であると考えています。現職の多くの職員に罪はありませんが、当時の職員は確信犯であることを自覚しつつも、社会保険記録管理を当たり前のように行なってきたのですから、絶対に許せるものではありません。こここそ糞隠れしていないで、現職職員のサポートを率先してやるべきです。 組織の名誉回復のためには：相当の時間と労力を要しますが、私たち残された職員は、他の追随を許さない全世界に誇れる立派な記録管理システムを再構築すべく、今後の職務に鋭意専念してゆく所存であります。 なお、年金記録問題が存在することを知ったのは、マスコミ報道で取り上げられ始めてからです。恐らく一部の職員は見て見ぬふりをしていたと思われます。 組織の隠蔽体質が、これを機に改善されることを切に望んでおります。	組織の一員として、全精力を傾注して未統合記録を解明する責務を果たそうと、粉骨砕身の気持ちで日々努力してきました。非常に多くの職員が、組織の将来に対する失望感や現実逃避のため、退職という選択肢を選んでいますが、それは責任放棄に他ならず、残留職員に対する裏切り行為でもあります。 非常に自己本位な勤務であり、仕事というものに対する認識が甘すぎます。 私たちは国家の発展のため、国民の盾に資するため、戦士として共に戦う同志なのです。にもかかわらず、安易に退職という選択により、責任放棄してしまった 多くの元職員は、組織人としての自らの認識の甘さを、犬いに猛省すべきであると考えております。
6421	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成19年頃	・当番制による年金相談窓口対応応援に参加 ・年金得別便処理業務を自分の業務と平行して対応したが、通常業務が 忙しく期日には間に合わせられなかった。
6422	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	記録問題の調査をする人数を増やすことです。	去年入社したので、去年知りました。	問題に係った人の責任もあると思いますので、知識のある方にも解決してもらえればいいと思います。
6423	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	今現在実行している方策(特別便・定期便・黄色便等)をまず第一に、早急に処理を進めて完了させることが大事である。しかし、どうしてもご本人からの申出(確認等)が必要となるため、完全に完了させることは困難だと思われる。したがって、何かご本人の申出なしで未統合記録を確定させて自動で統合できる仕組みができない限りゼロにはできない。ゼロにはできないにしても何らかの方法でこの未統合記録の数を減らさなければならない。申し訳ありませんがその具体的な方策は思いつきません。	この問題が存在することを知ったのは、マスコミ等で報道されてからです。実際こんなに未統合記録が存在するとは思っていなかった。また、この問題はそもそも、制度に問題があると思う。基礎年金番号導入以前は、各制度ごとに手帳番号があったが、それがひとりにひとつ(各制度でひとつ)という認識があまりなかったことが問題だと思う。たとえば、厚生年金では、会社をやめて別の会社に再就職する際に、前の手帳番号を提示しない(生年月日を偽って就職等)ため、新しく手帳番号が払い出される。また、国民年金においても、引越しをしてその先の市町村で新しく手帳番号を払い出される。このように年金記録をひとつの番号につなげて記録していくという認識が、国民のみなさまはもちろん、社会保険職員、市町村職員、会社の事務担当者になかったといわざるを得ない。さらに、標準報酬月額等の遡及訂正のように、組織としての体質(上からの命	対応としては、相談がある方はひとりひとり丁寧に説明・調査を行っていく。また相談窓口に記録の確認以外でお見えの方でも、可能であれば記録のもれ等がないかよびかけるように心がける。また、この問題についての反省点は、チェック体制が不十分であった、職員が他に手帳番号があるかを確認するという意識が足りなかった、基礎年金番号導入後も、この未統合記録の調査・確認作業を怠った(問題が発生してはじめて真剣に取り組んだ)、等が挙げられる。
6424	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	時間が掛かっても1件1件丁寧に調査する。(優先順位の高い方から地道に解決していく。) 短期間での解決を図るために、焦って処理しようとしたり、経験の浅い者を大量に投入して事務処理を行おうとすると、どうしても不正確な部分がでてくる。(後世、ずさんな処理との評価がされる可能性があるのでは。)	基礎年金番号に統合されていない手帳番号が多数あることは容易に想像できたが、年金裁定請求の際には大部分が統合されているだろうという認識だった。紙台帳の記録がオンライン記録に収録されていないケースまであることは、記録問題が発生するまで認識していなかった。	特に対応しなかった。 正確な事務処理を行うことについての認識が甘い部分もあったと思うし、人員が足りていなかった部分もあった。 年金に関する事務を送行するには、現行の制度に関する理解はもちろん、過去の経緯についても深い理解が必要だが、実際には職員の理解度は高くない。
6425	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	職員一人ひとりが自分自身の問題として認識し、お客様お一人お一人と真摯に向き合い、丁寧で的確な対応を行っていくことが大切だと考えます。 とても大きな問題ではありますが、お一人お一人のケースに真摯に向き合い、その問題を解決していくことが必要だと考えています。 そういった一つ一つの対応で、少しづつでもお客様から信頼を得られるよう努力をし、私たちの行っている業務を少しでも信用していただけるように取り組んでいく必要があると感じています。	これまでの業務の積み重ねの中で生まれた大きな問題だと考えます。 また、直接お客様と聞らせていただく中で、基礎年金番号制度などの年金制度自体が一般的にあまり知られていないのだと感じました。制度が知られていないこと自体にも大きな問題があると感じました。そのために、大きな不安感じてしまった方も多くいると感じたからです。 問題を認識したのは、問題が大きくマスコミなどでも取り上げられるようになり、お客様からお問い合わせを頂くようになった頃です。	電話や窓口でお客様一人一人に丁寧に対応させていただき、少しでも不安を解消していただけるよう、制度の説明や記録の状況について説明させていただきました。内容を知っていただくだけで安心していただける記録の方も多くいらっしゃると感じたからです。 ただし、どうしてもお申し立ての記録が見つからないことや記録としてお名前のフリガナが全く違っていたり性別が違っていたりと自分たちが見てもおかしいと感じる記録も多くありました。本当にこちらの業務の積み重ねの中で大きな問題があったのだということを強く感じました。そこで働くものの一人である限りこの問題を常に自分自身の問題として考え、業務に取組んでいかなくては行かないと感じています。
6426	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	基本的には、被保険者名簿・原票との完全突合だと思います。時間と労力が必要です。 また、記録照会に対する調査・回答については、全国の事務所でできることになっていますが、各所における記録管理の歴史があるため、永年の熟練した調査方法・ノウハウがあるようにも聞いております。 本来の事業所名(登録名)と被保険者の記憶している事業所名が相違していることもあるため、丁寧な調査を要しますが、各事務所の調査マニュアル的なものを今一度集約したほうが良いのではないかと思います。 これはお願いなのですが、国民の皆さんには何十年かかってようやく公的年金制度に関心を持っていただけるようになりましたが、厚生年金保険制度、国民年金制度の中身と歴史(変遷)、時代背景などを皆さんに知っていただけるような広報ができないものかと思います。	昭和61年に採用されてから、期間照会の業務に携わることもあり、また、年金相談(裁定請求)コーナーでお客様対応している職員の話から、複数の厚生年金番号(記録)を有している方が存在していることはわかりました。当時はまだ完全オンライン化ではなかったため、今のように全国どこでも記録が見られるようなシステムではありませんでしたので、記録整備にはかなり時間を要していたと思います。基礎年金番号が設定された平成9年1月以降についても、こうした複数の記録を有している方がある一定以上の水準を超えると難しいのではないかと感じていました。行政からの文書は捨ててしまうという人がかなりおられました。 記録が誤って入っていることは後に照合作業が始まってからはっきり判りました。厚生年金手帳番号についても、基礎年金番号の設置のときでも国の広報はなかなか受け入れられず、いろいろな機会を捕らえてPRを行っていましたが、いまだに基礎年金番号は何ですかと聞かれます。	氏名の入力相違分があると想定されたことからお客様との記録相談の場面では、可能性のある呼び名での氏名検索および期間照会(調査)をするなど行ってきました。皆そのように対応してきていました。 記録がどこまで間違っているのか、入っていないのかについては全部を照合しない限り判りませんので、今日まで信じていた面が多分にありました。昭和63年以降はオンライン化が進みましたので、名簿等との突合(システムへの再入力)などにより記録整備ができないか話が出ていましたが、本庁も記録整備については予算の関係から年齢の高い人から順に、ある程度長期的に考えていたと聞いていました。 現時点となっては対応が遅すぎたのだと思います。
6427	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特にありません。	現在社会保険庁が進めている方策(ねんきん特別便、ねんきん定期便等)により、ご本人に情報提供を行い、ご本人からの申し立てにより確認を行う方法で、地道に記録を整備していくことがよいと思います。 この方法を今後とも継続的に行うためには、年金記録問題解決に係る要員を十分に確保することが必要と考えます。	○年金は、老後の生活を支える重要なものであるため、早く解決しなければならないと思いますが、対象件数が増加していく中では、しっかりしたスケジュールを定め、進捗管理を的確に行うことにより進めていかなければならないと認識しております。 ○年金記録問題については、平成18年5月下旬「5，000万件の宙に浮いた年金記録がある。」と報道されたときにはじめて知りました。	○事務所の窓口対応の支援及び記録整備の支援などを行い、問題解決 に向けて努力しております。 ○つい最近まで、年金記録について被保険者の皆様等へ情報提供を行って こなかったことが、大きな原因であり、反省点であると思います。
6428	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	本人からの申し出だけでは、限界があると思いますので、現在も行ってはいますが、突合作業の徹底と本人と思われる記録の本人からの聞き取りの徹底が必要とおもいます。また、事務所では、共済記録が明確に確認できないため(自衛隊記録のお問い合わせも多い)、すべての年金記録が確認でき、回答書をお客様に送付できれば、わかりやすいのではないかと思います。	本来、受給すべき年金を受け取っていなかったり、未統合のまま整理されていない記録が多量すぎ、あってはならないことと思います。 窓口で年金記録の確認の問い合わせが多くなってきた平成19年はじめ頃と思います。	特別便及び、年金記録の業務を優先的に対応していました。 問題点については、過去の記録(台帳、名簿の時代)が、各県で取り扱いがバラバラであったり、保管方法の違いが問題のひとつにあげられるのではないかと思います。また、年金番号の取り扱いも繁雑だったのではないかと思います。(同一人物にいくつも付番したりすること)
6429	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思いつきません。	職員一同全力で丁寧にお客様と接していく。	2月1日採用して頂いた時にこのような問題の存在を知りました。	お客様に不快な思いをさせずにお客様の立場に立って対応した。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6430	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	報道以上の話は知らない。	○庁の個人記録の適正な管理 ○名寄せ等による記録の確認の勧奨 ○未回答が少なくなるようPR活動 ○事業所にも協力を仰ぐ	年金は老後の生活を支える大事なものなので、その記録管理が正しくおこなわれていないのは重大な問題だと認識した。 記録の漏れのの理由は様々ではあるが、再裁定は以前から係もあり、通常業務で行われていたので、裁定後に記録が判明することは、当然知っていた。ただ、こんなに多くの人が漏れていることは知らなかった。	以前より、仕事に対してより慎重に取り組むようになった。 反省点 ○記録管理のずさんさ(お届けにフリガナまで求めていなかったなど。) ○裁定時に最終的に記録を確認すればいいという考え。これによって年金請求をするまでは氏名訂正や住所変更がされていなかった。 ○基礎年金番号導入時のPR不足 その当時は現場(センター含)の職員は最善を尽くしていたと思われるので、直接、その仕事にっ係わっていなかった私はあまり意見できないと思うので、上記反省点はあくまで私的考えです。
6431	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	調査専門の職員を増やし地道に調査を行う。	平成9年の基礎年金番号導入時に未統合の記録処理をしっかり行わなかった。また、被保険者の名前のふりがな等記録管理がずさんだった。	基礎年金番号の統合については、年金裁定時に行えばよいという流れがあり、年金問題で取り上げられるまでは問題意識がありませんでした。今思えば、基礎年金番号導入時にしっかり記録統合処理を行い未統合の記録調査を時間をかけて行っていれば良かった。
6432	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	年金記録を定期的にお知らせする(定期便)のは、本人に確認する意味でよいと思います。	以前は、国民年金と厚生年金それぞれで番号をとっていたため、基礎年金番号の制度に移行する際、たくさんの統合されていない年金番号があることは知っていましたが、年金請求時に基本的には調査統合されていると思っていました。旧台帳については、この問題が始まるまで知りま	制度の今までの経緯もあるため、難しいところがあります。もちろん記録に関しては、一つ一つ丁寧に確認していきたいと思います。ただ、これから将来年金を受給する人に不安を抱かせないような制度作りもしていかなければならないと思います。
6433	地方庁	その他(社会保険事務局)				
6434	本庁	その他(本庁)		経験の豊富な人員と作業時間の確保。		
6435	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	年金問題を最優先とし、全所体制で臨んでいくしかないと思います。	コンピューターのない紙の時代からの記録管理は大変だと認識していました。存在することを知ったのは3年ぐらい前です。	被保険者や受給者の方々の立場に立って真摯に対応することが大切だと思います。記録の管理が、紙・マイクロフィルム・コンピューターであり、保管する所も社会保険事務所、市町村とさまざまであったことと以前に突合せ作業が進んでいなかったことが反省点と思います。
6436	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	専門チームを作って処理を進めていくのが良いのでは。	報道等でこの数年前に知りました。 重要であり、早く解決できるように取り組まなければいけない問題だと思いました。	問い合わせに対しては、丁寧に聞き取りながら、対応を行ってきました。 過去の職員の法令遵守の認識の欠如と、裁定請求の時にまで、記録が結びつけば良いという考えが、現時点の未確認につながっているのかなと思います。
6437	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特別便の処理を迅速にこなすのみ。	平成19年6月	オンラインになった時もしくは基礎年金番号制度が始まった時点でもっとはやく対処すべきではなかったかとおもう。
6438	地方庁	その他(社会保険事務所)	現在お台場で行われている年金記録の回答がずさんだと聞いています。 第三者委員会申立て御来所いただきますが、ちょっと注意して探せば、記録が出てくる方に対しても、記録がありませんと回答していると思われます。 記録が隠れているにもかかわらず回答を行い、結果に納得してしまう人については、第二の年金問題になりかねないと不安を抱いています。	スケジュールは大切だが、仕事を完了させるスケジュールありきで動いているから、今回のような問題が出てくると思います。 スケジュールを重視しつつも、元々誰の為に記録を調査しているのかを考えるべきだと思います。 今回のやり方は必ず後で問題が表面化してくると危惧していますので、回答を行った方であっても、再調査を行うべきであると考えます。	私は平成18年から19年にかけて、免除問題から、記録問題が大きくクローズアップされるまで、私は、調査課等、過去の記録を整備していくような担当についたことはありませんでした。 このため記録問題がこれほど大きなものだった認識はまったくなく、逆に社会保険庁の持っている記録は「間違いない」という前提で自身を持って仕事をしていましたし、年金手帳の検認漏れなどもレアケースだと認識していました。 また、問題が明らかになってきた時も、記録自体も手番の統合漏れがほとんどの割合を占めており、報酬自体の改訂などが行われているようなケースは全く考えていませんでした。 具体的に問題の認識をしてきたのは、平成19年から20年にかけてです。	当時、国民年金適用課に所属しておりましたが、実態が明らかになってきたときは、今まで信じてきたものは何だったのかと愕然としましたが、ねんきん特別便が実行される前に、年金相談の来客については、積極的に記録確認のお手伝いを行いました。 ・誰もが参照できるような統一的な取扱いが無かったこと。意志決定機関が本庁と各県にあり、県レベルで取扱いが異なっていたこと。 ・職員に対して数字上のノルマを課していたこと。制度上の問題点を徴収率、国民年金納付率という形で現場に責任を押しつけたため、現場レベルで不正を助長する空気を作り上げてしまった。 会社の景気に関係なく、公平に高額であるため、社保庁職員のレベルではどうにもならなかったと思いますが、我のような負担免除などの救援施策があれば、報酬改訂の指導など現場が板挟みになることはなかったのではないでしょうか。 国民年金保険料は、県ごと事務所ごとで未納率を競争させてしまったことが、免除問題のような問題を引き起こしてしまった。 厚生年金保険料は、事務所ごとに競争させ、徴収率が下がるといいポストに就けないかもしれないという重圧。 公務の仕事に収納率等、競争が存在し、公務意識よりも、職員自身の立場の安定を図るようになり、他の職員を出し抜かないと高い勤務評定を勝ち得ない改革を行ってきたことが、遠因にあると考えます。
6439	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	特になし。	年金記録問題は、記録の管理が不十分であること、年金裁定時に本人記録であるかどうかを確認する際、請求者の記憶に頼る部分が大きいこと等からおきた問題であると認識していた。 この問題の存在は、これまで年金関係部署に在籍していなかったこともあり、報道で大きくとりあげられるようになり、強く認識するようになった。	保険料を納めているにもかかわらず、その記録が年金の受給に結びつかないということは大問題であり、正しい記録の回復に真剣に取り組まなくてはならない。 反省点としては、同一人に手番を複数払い出しているにもかかわらず、基礎年金番号導入時に統合が不十分であったこと。手番の検索が氏名と生年月日によるものであり、本人特定が難しいケースも多々あるということがあげられると思う。
6440	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	特別便と定期便で地道にやる。	困った問題。 国会や新聞やTVで報道された頃。	お客様に丁寧に応対することを心がけた。
6441	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に存じ上げません	問題解決にむけ、職員一丸となって取り組むことはもちろんのこと、今後このようなことのないように、定期的な記録のお知らせや広報を続けていく以外にないと考えます。	平成9年の基礎年金番号導入時に、基礎年金番号以外の番号をお持ちの方には、調査用紙に記入をして提出していただくこととなっていたため、当時提出をいただけなかったお客様の年金記録の整備や統合は、年金受給手続きの際に、調査し統合を行うものと認識していたため、マスコミ報道されるまで、問題意識することは、正直ありませんでした。	制度を理解し、安心していただくためにも、お客様だけに手続きを委ねるのだけではなく、行政側からの積極的な取り組みが必要だったと思います。また、大切な年金をお預かりしているとの、職員の意識改革も必要だと思います。
6442	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	ねんきん定期便送付内容の確認を強くアピールしながら、被保険者に関心を持ってもらい、年金相談等に足を運んでもらうなど、事務所・被保険者双方で年金問題を解決していく必要があると思える。	基礎年金番号導入前の、国民年金手帳番号・厚生年金手帳番号がそれぞれ取得した人などにおいて、基礎年金番号に整理統合できていない点。 国民年金では、市町村と社会保険事務所との納付記録の不備などによるものと思える。 問題存在について認識したのは不明。	当時としては、被保険者に対して年金手帳の保管、加入記録の確認などの相談を説明した。 年金加入記録を管理する手帳番号が、制度ごとに存在したことなど、台帳管理から、オンライン管理への移行での確認作業の不備などと思える。
6443	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	信頼回復をするには、厚生年金は、昭和30年台の原票がある年からは、全件合わせをしないといけないと思います。昭和60年台の保険証をコンピューター入力で作成してからは、統合もれだけなので照会を念入りにおこなう。改ざんについては、1件1件正確に確認するしかないとおもいます。台帳の時は戦時中、終戦後の記録は読めなかったり番号が飛んでいると聞いていますのでわかりません。誠意を持って対応する以外ないと思います。すでに亡くなられ遺族年金該当者がいない記録は、方法がわかりません。 国民年金については、申し訳ありませんが今の方法以外はわかりません。	厚生年金は、入社時にすでにウインドマシンが入っていたので、番号を転職のたびに複数持っていて、手帳をなくしたため同姓同名同生年月日がほとんどの人にあり、住所等が無いため確認が出来ず本人が思い出せない場合困っていた。また、氏名紛出で無くても台帳があるのでFAX照会すればれば、記録が出てくると思っていた。 近年のテレビ新聞等報道です。	誠心誠意、性善説を前提に対応するよう心がけ、ご理解いただくまで対応するようしました。事務所より庁に送付したデーターがコンピューター化の時に完全に入力されていなかった事。基礎番号導入時に番号の統合の必要性が徹底されていなかった事。
6444	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	経験豊富な職員による迅速な処理。	記録管理の正確さの不足。年金記録問題がマスコミ等で問題となった時。	お客様の声に真摯に対応しています。反省点は、お客様に分かりやすい情報提供不足があったと思います。
6445	地方庁	その他(社会保険事務所)		定員削減ではなく定員増員によるマンパワー		早急に氏名・住所入力の字数制限の見直し および外国人の入力方法の変更
6446	地方庁	その他(社会保険事務所)	申し訳ございませんが、思い浮かびません。	上記(6)について回答できませんので空白にて回答します。	問題が公になった時、国民年金課に在籍していましたし、また、年金給付課にも在籍したことがあるので、年金額の計算の基となる年金記録の重大さはよく分かるので大変なこととは認識していました。 また、質問に「そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃か」とありますが、基礎年金番号制度が始まったときから少なからずこのような問題が起こるのは予想できたのではないでしょ	問題が公になる前ですが、一時期、年金相談窓口や国民年金業務窓口に配属されていた際、来所されたお客様からお話を伺い、手帳番号を判明するようには努力していました。 しかしながら、事の重大さについて、まだ自分の認識が甘かったと思います。 もう少しお客様のことを考えていれば、5000万件のうちもう少しは減らすことができたかもしれません。
6447	地方庁	社会保険事務所課長級以上		特になし	未統合の年金記録については完全解消はできないものと理解しています。 旧台帳の消失等確認できないものや、台帳への誤記入など現在では対応できないものが多すぎます。 今、マスコミで取り上げられていることを知ったのは報道等からです。	被保険者からの照会に対して、できうる限りの調査等をし、回答統合作業等をしています。 解消するとのゴール地点ばかりが問題にされ解消方法等についての検討が少なく、安易に申し出を算盤するような対応をするようになってしまっているのは問題ではないかと思います。 マンパワーが必要なのはわかりますが、数合わせの採用で問い合わせにきちんと答えられないような質の臨時職員が電話相談等で答えたため、地方の現場の混乱に拍車をかけたと思いま
6448	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	1件1件着実に迅速に処理をしていくことに尽きると思います。	旧姓で管理している分で、宙に浮いている記録はあるとおもっていましたが、 これほど記録がもれているとは思っていませんでした。 旧姓で統合されていない部分については、年金業務に携わってから(昭和60年頃)と思います。	記録もれ等については、お客様の声を真摯に受け止め、相談対応をしました。 記録の判明した受給者については、再裁定の処理を迅速に進めました。 過去の記録(手作業時代)がシステムに反映されていないこと(システムへの入力もれ?)またそれをそのままにしていたことが大きな要因と思われるので、システムへの入力およびシステムの改善等に問題があってのではないか。 また職員の意識の問題もあったものと思われます。
6449	地方庁	その他(社会保険事務局)	ないです。	ねんきん特別便を利用し、まずはお客様からの申し立てを優先して調査していくことだと思います。	採用時より、年金給付業務を努めていましたが、いわゆる手番があることは認識しており、氏名索引(旧姓含む)をし、本人確認を行っていました。記録問題が全国的なものであること、膨大な件数であることは、マスコミ等で騒がれるようになってからです。 この問題に対しては、お客様が請求書を提出いただいた際に判明していけばいいものであるという認識のみしていました。	まずは、受付された請求書の手番を探しておこうと思いました。 反省点は、やはり古い紙台帳の廃棄や、手書きであったために現在も読み取りづらいことが考えられます。
6450	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に私が知っている問題はございません。			
6451	地方庁	その他(社会保険事務所)				

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6452	地方庁	社会保険事務所課長級以上	脱退手当金受給者の記録に新しい記録が判明し記録を追加した場合 脱退手当金の支給日に記録が重なった場合。脱退手当金支給記録がシステムの関係で取り消しとなる。過去に受給しているのに年金記録としてみとめられ2重受給になると思われる。 大変不公平感がある。	脱退手当金受給額と遡及支給の年金と精算をする。また早急にシステムの改善が必要。	コンピュター化されていない古い記録が、たくさんある。 オンライン化以降(昭和61年以降)	記録を名簿やマイクロで調査し判明しても力セットに収録されているものがたくさんある。反省点としては、整備について早急な取り組みとして実施するよう現場から声を上げなかった。現在も社会保険庁業務課センターに一件対応として処理依頼をしている。
6453	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくにないです	人員をふやす	過去からの負の遺産 長い視点、広い視野をもって 日々の処理を行えなかった結果	拙速な対応をしない あやしいものはみんなに相談する
6454	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。	特にありません。	特にありません。
6455	地方庁	その他(社会保険事務所)			あまり直接係ってはおらず回答できません。	その場の迅速さだけではなく丁寧に迅速にを心がけなければならないと感じました。
6456	地方庁	その他(社会保険事務局)			社会保険庁に対する信頼を損ねる非常に重要な問題だと認識していました。 新聞やテレビで報道されるようになってから知りました。	自分のできる範囲で、少しでも問題解決に近づけるようにしようとしました。そのために、再裁定の進達事務や特便に書いていただいた記録の調査などに取り組みました。 反省点としては、お客さまの大事な年金記録を扱っているとう意識が薄かったことが挙げられると思います。職員にとっては、大勢の中の一人の記録という感覚であっても、お客様にすれば、老後の生活を左右するとても大事なものであるという意識が余りなかったのではないかと思います。 また、一人の職員が何かミスをしても、周りの職員がチェックして問題が起きないようにするという
6457	地方庁	その他(社会保険事務所)		社会保険行政への信頼を取り戻す為、職員ひとりひとりが自分自身の問題・責務であると認識し、日々の届書処理や窓口相談にしても、最新の注意を払って業務にあたること、また、報告・連絡・相談といった、所内での連携を密にすることが大事だと思います。	過去のずさんな事務処理が原因となった問題だと思います。 年金記録問題が発覚した当時に始めて知りました。	日々の業務により一層の緊張感を持ってあたることが重要になると考えました。 発覚後の事務処理体制が速やかに確立されなかったことが問題点だったと思います。
6458	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	問題解決の方策、効果的な処理体制について検討・実施するプロジェクトにおいて的確な対応を図る方法がよいのではと思われます。	平成19年ごろ報道等により知りました。	ねんきん特別便等の送付により適正な記録回復を図るべく、個別電話、面談、市町村窓口出張等による相談対応等を行いました。加入者に対し定期的な記録内容のお知らせがされていなかったことは、反省点のひとつとして挙げられると思います。
6459	地方庁	その他(社会保険事務所)		できるだけ早く記録を確認して、国民皆様の信頼を回復したいと思います。	記録がもれている方達に不信感を与える問題だと思いました。 知った時期は、はっきりとはわかりません。	相談に来られた方の記録を確認して、少しでも早く記録正常になるよう努力しました。
6460	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	全ての旧台帳記録をWMへ収録すること。	平成16年に年金給付課に配属された際、初めて未統合・未請求記録の存在を知りました。当時は、制度成熟過程における止むを得ない事象であると考えておりました。しかしながら、私自身、国会で取り沙汰されて初めて旧台帳記録の存在を知り、根の深い重大な問題であると認識するに至りました。	年金給付業務に携わっている間は、裁定請求時の氏名検索を行うことにより、未統合記録を確認・統合することを常に心掛けていました。 お客様である国民から年金記録の管理を任されているという意識の欠如がこのような事態を招く要因であったと考えています。
6461	本庁	その他(本庁)	任期付職員として業務に従事していますが、再裁定の処理についていくのがやっとで、それ以上のことはよく分かりません。			
6462	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	・カセット記録のままの記録について、早急に収録する必要がある。 ・再裁定処理の自動化等。	年金請求時の確認及び本人の職歴忘れ。 宙に浮いた年金と騒がれてから。	請求時の調査の徹底。空白期間がある場合の本人への加入の有無の確認。 ・一番の問題は、一人でいくつもの手番を交付していたことと思いますので、厚年・国年加入及び喪失時の引継ぎの徹底等。 ・年金請求時の職歴確認の不足。
6463	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	お客様が相談しやすい環境づくり。 お客様に対して送付する文書をわかりやすくする。 職員のスキルアップ。 社会保険以外の役所からの情報提供がえられる仕組みの確立。	この記録問題が起きた原因の一つとして、お客様の大切な年金記録の管理が不十分であったことがあげられます。この事実を大いに反省して、信頼回復に向けて努力しないといけないと感じています。	過去の仕事の進め方がどうであれ、お客様の大切な年金記録の管理が不十分であったために信頼を失ったのは事実です。失った信頼を取り戻すことは簡単なことではありませんが、今後の私にできること(すべきこと)は一人一人のお客様を大切にし、誠意をもって対応していくしかないと考えます。 反省点として、お客様の年金記録を管理している役所としての意識の低さがあったといわざるを
6464	地方庁	社会保険事務所長	特になし	急な解決策は思い当たりませんが、全ての名簿がきちんとオンライン上に整備されれば、今後請求される方には必ず全ての記録が明らかとなって受給できるようになると思いますので、オンライン記録と名簿の照合をし記録が正しく保管されることによって国民のみなさまに安心していただけるのではないでしょうか。 また、並行して受給者の方についてはこれまでのフォローアップのような作業を進めていくことだと思います。	厚生年金の期間調査の担当をしていた時に氏名のない記録があることを知りました。しかし、払出簿や名簿で記録はわかりましたので調査することは可能でした。こういった記録の整備を早くして欲しいとは願っておりましたが、地方の一職員が要望をする手段など当時はありませんでした。 国民年金では重複した番号発行は少ないですが厚生年金では前職を隠してあらたに年金番号を複数取得しているケースが少なからずあることを知りました。 氏名、生年月日を偽って番号を取得しているケースが多く見られ、本人の申し出も会社での就職した際の身分確認も十分でないことに驚きました。、	健保業務担当時は基礎年金番号導入時でしたので業務課の一員として番号をひとつにする作業に忙殺されていました。ここで番号をひとつにすることが大切なことと皆で頑張っていたことを大変だっただけに記憶しております。 当時、現場ではどれほどの番号が宙に浮いているのか全く分かりませんでしたが、庁で番号をひとつにしようとしたときに件数等を公表し進めていっていただけていたら現在の状況が違っていたような気がいたします。 確かに庁、社会保険事務所の問題もあったと思いますが事業所の手続き誤りや国民自身の年金番号に対する意識の希薄さなどの問題があったことも事実ですので、消えた年金で社旗保険庁だけが悪者と誤解を受けたまま廃止されることは大変残念ですが、とにかく全数照合をすることで一日も早く信頼を回復したいものです。
6465	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません			
6466	地方庁	社会保険事務所長		目の前の仕事を、一つ一つ誠実に処理していくこと。	「どのような問題」という質問の趣旨が理解できません。広く認識されているとおりの問題と思います。	繰り返しになりますが、目の前の仕事、もしくはお話したお客様に、自分の能力の限り誠実に対応しました(しています)。今までの幹部がどこまで、どの時点で問題を認識されたか分かりませんが、ここまで放置されてきた組織の管理体制と人事に問題があったと思います。
6467	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に有りません。	年金記録の全確認を行う。	社会保険庁がコンピューターに登録されている記録が不十分であったことや、加入者及び受給者の年金に対する知識不足の双方が原因で起こった問題だと思います。	個人的な対応は特にありません。 社会保険庁がコンピューターに登録した時のチェックが不十分であった。 年金制度が複雑であることで、国民の皆様に広報や周知の徹底がなされていなかったことが反省点として考えられます。 上記の内容と重なる部分も有りますが、加入者や受給者に送る通知の内容がわかりづらいことも反省点としてあげられると思います。
6468	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成16年に年金相談員となり、お客様の記録を探し始めた時からばらばらな記録の存在に気づいていました。	年金相談ごとに、記録の統合に心が仔ました。時がたてば経つほど問題の解決は、むづかしくなりました。
6469	地方庁	その他(社会保険事務所)		特別便、定期便の回答をしていくことだと思います。	年金受給に結びついていない記録が多くあり、年金に対する信頼にかかわる重大な問題であると認識していました。報道されるようになってからです。	来訪されるお客様に対して、確実に一つ一つ対応しようとしました。多くの記録問題を解決するのは、長い期間が経過しているので、短期間では難しいと思いました。
6470	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	問題解決に向けては適正かつできるかぎり時間をかけず解決することが必要であり、そのためにはこの問題を専門に処理にあたる専門知識のある人員を十分確保し対処する必要があると考えます。現状は全職員体制で取り組みをしていますが、問題意識の共有と問題に取り組む姿勢はわかりますが、それにより平常業務が滞ったり、知識の少ない人が処理にあたることにより適切な対処が難しくなると考えます。	年金制度はは国民全体にかかわることがらであり、制度の信頼を大きく失墜させたこと、また、自分の所属する組織で起こった問題であることから、大変大きな問題であると認識していました。国会で年金問題が浮上したころです。	問題があったことについては真摯に反省し、お客様に対して誠意を思って信頼回復に努めました。 1.年金記録は長期間にわたって記録管理が必要なことから、記録が電子化された時にすべての記録を電子化する必要があったと考えます。 2.被保険者が加入中に記録の確認をする方法が限られていたこと、社会保険側から加入者に対して積極的な情報提供が年金請求手続時を含めされていなかった。
6471	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在行っている調査等を地道に行うしかないと思います。	あくまで本人の申し出がなければ本人の記録であるか確認は行わないというスタンスは、他人の記録を誤って統合しないためとの説明があったのでやむをえないものと思っていましたが、今思えばもう少し柔軟に対応できていればよかったのかと思います。	前項のとおりです。
6472	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	解明にむけて人海戦術で地道に調査をおこなう。	4年前、厚生年金の記録調査業務に携わったとき、紙台帳からWMへの記録収録誤りがあること、さらに紙台帳にも一部、喪失日の記載漏れなどの不備があることを知った。かなり昔からある根深い問題だと思った。	記録整備に関わり、一日に一件でも多くの記録を整備できるように、処理手順を見直すなどしてスピードアップに努めた。 反省点としては、第一に、これまで国民のみなさまの大事な年金記録をお預かりしているという意識が欠けていた点、第二に、このような大きな問題に発展するまで、長年にわたり問題を放置し、先送りし続けていた点が挙げられると考えます。
6473	地方庁	その他(社会保険事務局)				
6474	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	オンラインの整備。 たとえば、厚生年金記録において、現時点でも依頼をしなければカセットオープンができないなど、職員でも「なぜ？」と思うことが多すぎます。 そのためには、専用のセンターを作るなどして、集中的に作業を行う必要があります。 オンラインが整備されれば、それまで判明できなかった記録が、飛躍的に見つかると思います。	基礎年金番号導入以降、過去記録の整備を順次行っていましたが、手番の整理が遅々として進まないと認識していました。 受給者については、年金請求の際に、これだけ判明しない記録があるとは信じられませんでした。これも原因はオンラインの不備が最も大きな原因と思われます。 したがって平成9年以降だと思います。	照会のあった記録をできる限り探す。 対応としてはこれしかなかったと思います。 最大の反省点は、オンライン化する時の雑な処理だと思います。 何しろシステムに起因するトラブルが多すぎる。 当時しっかりしていれば、こんなにお客様から怒られることはありませんでした。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6475	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	人数・他の業務量等を勘案して、余力があれば浮いた記録があると思われる方に戸別訪問する。	様々な制度改正等により制度が複雑化したため、また、紙からコンピューターに記録を移す際の入力誤り等により、国民の皆様の記録が誰のものか特定できず、年金の支給もれ等が生じてしまったもの。できる限り統合し、正しい記録にするべきだと思っています。厚生年金の期間調査を担当した平成16年頃に、統合されていない記録が多数あるとは感じていました。	知った当時は浮いた記録が多いとは思いましたが、通常業務に追われ何か行動まではできませんでした。問題が報道されるようになってからは、上司等からの指示に従い、電話や来客の際に丁寧に応対し、記録が統合できるよう心がけました。厚生年金記録については、住所管理がなく、偽名等でも登録されてしまったこと。紙台帳からコンピューターに移す際にもっとしっかりチェックするべきだったことが反省点だと思います。また、現在の年金定期便のようなものがもっと早くからあれば、少しは防げたかもしれません。
6476	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特にありません	基本的に21年3月に示された「年金記録問題のこれまでの取組と今後の道筋」に沿って進めていけばいいと思いますが、現場としては円滑に進めるために、必要な人員の確保、体制つくりや準備作業のための必要な時間をいただきたい。	①昭和44年の国民年金の担当者として、年金記録については人間の行為には完全はないという認識のもとに、年4回の検認表の打ち込み、年度末の照合をしながらの台紙の打ち込み、未納者名簿による市町村への照会といった何重にもチェックをして来ており、万全を期してきたという認識がある。その後の処理方法が変化して来たとはいえ、何らかのチェックはして来たという認識をしていた。 ②平成4年の年金相談コーナーを担当していた時には、氏名検索によりご本人の他手番をの有無をチェックして来た。しかし、氏名検索がマニュアルに明記されたのは、それからかなり後になってからである。 ③個人としては①②の認識であったが、平成18年にマスコミで大々的に騒がれ、政府・社会保険庁が最重要課題として取り組むことになろうとは思ってもいなかった。	ショッキングな未統合記録の数が出、どこにでもあるヒューマンエラーは一切認められず、「杜撰」と認定がされ、国民に年金不信を与えてしまった以上。年金記録という金に直結し、しかも半永久に管理すべきものであるゆえに公務の中ではきわめて特殊なモノであるとは思いますが、かといってそれを言い訳にすることは出来ない。そんな思いも少しはありますが、平成19年5月に街頭でチラシを配った時の気持ちで現在も取り組んでいます。 記録訂正のあった方には、喜んでいただける非常に有意義な仕事をしているという思いもありますが、なかには、報道に踊らされたという言い方は不適切かも知れませんが、我々が常識的に見てあり得ないのに、記録が間違っていると思い込んでしまい、申立をしても非あっせんを受け、悶々とされている方、あるいは申立をすることもなく同様な思いでいる方もいるのではないかと思います。そんな方のために今後何をすべきかということも検討すべきと思います。 なお、取組での反省点としては、処理や回答に時間がかかり過ぎていることです。このことで記録に対する不信が晴れない方もいると思いますし、社会保険庁の職員の意識改革が進んでいないと思われてもいると思います。
6477	地方庁	その他(社会保険事務所)	三号の記録について配偶者の厚年記録とあっていない場合などが多くある	定期便での被保険者自身の確認がもっと出来やすく簡単にするべきだ。	照会確認作業により手番の多さに驚いていた。自分自身が認識したのは、 業務についた平成18年に手番という存在がわかった時のように思う	定期便などの被保険者自身の確認 もっと浸透させるべきだったように思う。
6478	地方庁	社会保険事務所課長級以上	具体的にお示しできるものは存知あげておりません。	1. 現在示されている記録回復作業を早急に進めていくことが第1と考えます。	・5000万件の記録があることに驚いています。統合されない記録があることは日常の業務の中で、記録照会があるので認識しておりました。 ・年金請求時に記録の確認も行っておりましたので、受給者はある程度判明されてきていると思いますが、古い記録で機械入力されていないものが多くあることに驚いています。 ・5000万件という数字が公表されたときに「大きな問題」であると認識いたしました。それまでは問題と認識しておりませんでした。	・記録問題が起きてから、年金請求時に氏名索引、旧姓の氏名索引も多くするようにしております。 ・この問題は個人としてできるものではありません。職場の機械化の状況もありますので、組織として早い段階に「記録を管理する立場」で決断できる者がいろいろな方法を検討すべきであったと思います。
6479	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	大分周知されてはいますが、まだまだご協力をいただけない対象者の方もいますので、より周知するとともに地域に密着した取り組みが必要と思います。 以前の国民年金の収納のように、専用の職員を確保し、最終的には個別訪問するのが最善かと思います。これには職員人数確保とともに、ある程度長い期間をかけてじっくりと取り組む必要があるかと思います。	基礎年金番号導入前の制度では起きる可能性のある問題と認識していました。(一人が複数の番号をもっているため) ここまでの問題と認識したのは、報道されてからです。	なるべくご本人の記録につながるよう努力をしました。 被保険者側にたった制度の設計・サービスが必要だったと思います。
6480	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	現時点よりも調査に関わる人員を増やして、集中的に取り組む体制をつくること。	報道では、「社会保険庁が全て悪い」という方向でしか取り上げていませんでしたが、年金の制度、国民の意識、事務処理状況、そしてもちろん職員の取り組みも含め、様々な原因によるものであり、全てを解決するにはかなりの時間がかかるものと思っていました。 年金記録問題については、採用時にはすでに問題になっており、存在することを知ったのは報道で騒がれ始めたときです。	事務処理量を増やすことはもちろん大事ですが、こちらがお客様へ誠意を持って対応していくことがまず第一だと考えましたので、窓口で対応する際にはよく話を聞いて、本当に記録がないか時間をかけて確認しております。 反省点については、問題が分かった時点で、もっと集中的に取り組んでいれば今の状況も少し違っていたのかなと思います。
6481	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現在、受給者、被保険者の方へ特別便や定期便を発送していますが、問い合わせに対し、市町村の台帳がすぐに確認できない等での記録調査の体制が整っていないため、相談の際回答に苦慮しています。 また、業務センターから送付された特別便の回答では、照会内容、調査内容がわからず、お客様からの相談に対し納得いただく回答ができないため、再度照会や第三者委員会への申立てになるケースが増加しています。 記録をお知らせすることも大切ですが、事務所での相談がスムーズに行えるよう台帳検索システムの整備や他庁での照会内容、調査内容が確認できるような体制を早急に整えてほしいと思います。	オンラインシステムの記録が台帳と相違していることがあることや、正しく切り替えされていないものが数多くあるという認識ありませんでした。また、年金相談では、可能な限り氏名検索を行い、相談者への聞き取りを行っていたため、時間を要しても記録が判明でき、基礎年金番号への統合が進んでいくと考えていました。そのため、特にここまで大きな問題とは意識していませんでした。 問題と意識したのは、世間で大きく取り上げられた平成19年ごろです。	問題発生前と同様です。相談者の記録氏名検索やマイクロ、台帳等で探し少しでも多く、早く、記録が判明するよう努めています。 事務所での相談状況の内容を把握していただき、検索システムなどの体制を整えたうえで、特別便の発送を行っていただきたかったと思います。また、定期便の発送も特別便の回答を完了してから実施していただきたかったと思います。 この問題は新組織へ継続されます、今後は本部で記録問題の事業を実施される際は今以上に本部、ブロック、地方はそれぞれ意見を交換を行い、双方の現状把握して、記録問題に取り組んでいけることを期待します。 最後になりますが、個々の年金問題に対する意見を述べることができる、このようなアンケートをもっと早く実施していただきたかったと思いました。
6482	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	国会において早期解決ができる法律の作成。	年金制度の根底をゆるがす問題に発展すると思った。 平成19年5月に判明するまでは、このような問題があるとは知らなかった。	年金受給者のかたが不安になっていると思ったので、受給者の立場になり対応した。 反省点としては、紙台帳から機械管理に変更する時などに安易に作業したため、名前の読み間違えなどの問題が生じた。チェック体制等の問題
6483	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	・氏名・住所等一致者の個別相談	十数年前 ○厚生年金事故リストが送付されていたが整理ができていない。 ○紙台帳による原票を送達していたので保管及び送付過程において紛失の可能性あり。 以上年金を受給する時点で正確な記録があるかどうか疑問を感じていた。	・紙台帳の整理保管方法の徹底をしていたが、現在PC入力のため、届の入力の正確な入力の徹底。 ・事業主の提出書類の正確性の指導。 ・税等による総報酬による保険料徴収の制度改正。
6484	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	機械操作可能な職員の大幅な増員が必要ではないかと考える。	最優先に取り組むべき問題。被保険者及び受給者の方々に多大な迷惑をお掛けしており、マスコミ報道も相まって年金制度への信頼を損ねている。早急に正常化を図らなければならないと考えている。この問題を認識したのは、長妻大臣が国会にてこの問題を取り上げられた際である。	現在、ねんきん特別便等の事務処理や記録調査を行っているが、まずは受給者の方々の記録を正常化するため、再裁定の申出を早期に行っていただく作業を優先させた。しかしながら、業務センターに郵送された「もれ・間違いあり」と記入された特別便等の事務所への回送が大幅に遅れ、結果受給者にとって再裁定手続の遅れを招いたことは、大いなる反省点である。事務所への進捗状況確認報告をさせるための企画立案をする前に、中央に集まった書類の滞留を防ぐことに力を入れるべきではなかったかと考える。いずれにしても、職員の削減は大きく影響しており、いくら○○システム、○○ツールを作っても作業するのは人手は必要である。
6485	地方庁	社会保険事務所課長級以上	・知らない	①被保険者原票照会票の検索システムを生年月日だけでなく、厚生年金番号からも検索できるようにする。 ②旧台帳に記録が存在しているが、被保険者名簿が何らかの事情で失われているものが存在しているので、各社会保険事務所においても旧台帳のマイクロが検索できるようにシステムを変更する。 ③払出簿についても画像検索できるようにし、被保険者名簿と払出簿の突合が各社会保険事務所でも出来るようにする。	・5，000万件の報道が報じられるまで知らなかった。	・基礎年金番号制度導入以前は、国年と厚年の番号が夫々独立して設定されていたことから、制度の導入時に国民への周知を徹底して行うべきであった。また、基礎年金番号を通知するときに別の番号を所持しているときは、必ず申し出させるような対策を講ずるべきであった。 ・基礎年金番号通知を行った後、別の番号を所持していないか基礎年金番号通知を送付した者に対して今回の特別便の説明文のような文書を同封して再度照会を行い注意喚起し、回答を求めるべきであった。
6486	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	基本的な方策としては、現行の方策でよいとおもいます。 それに加え、市区町村の協力を得、住民基本台帳を活用し生存確認を行う、記録保有者と思われる方宅への訪問により確認を行うとよいと思われます。	大変な問題と認識しました。問題が明るみになる前は、基本的に記録は間違えていないと思っていました。問題が存在することを知ったのは、マスコミ報道が始まった頃と思います。	とくべつ便が始まってからは、連日お客様対応を行いました。 反省点としては、とくべつ便対応を行った時、お客様をお待たせしてしまったことです。 また、記録管理の甘さがこの問題を引き起こしているので、記録管理の徹底が必要と思われます。
6487	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	訪問面談などで確実に一件一件調査する	(年金記録問題が世間をにぎわす前) 未統合の手番について、平成九年の基礎年金番号ができたころより、何年たっても整理が進まないので、なにか(たとえばねんきん特別便のような)対策を採ったほうがよいのではないか、と考えていた。 (厚年記録改ざん問題について) 少なくとも私はそのような事例にあたったことがないので、どの程度そういった事例が発生しているのか、よくわからない。 徴収課にいた頃、滞納事業所に資格記録や標準報酬の届出を指示したり届書を書かせたりしていたが、そもそも滞納事業所は事務的にも雑なところが多いので、給与支払いの実情とかけ離れた保険料算定をしていたり、退職者の喪失届けを提出漏れしていたりすることが多い。 全ての漏及処理が不正処理のような意味合いに舛添大臣発言があったが、心外であった。 (国年納付記録) 平成2～4年頃、国民年金業務課に所属していたが、当時もオンライン記録とマイクロ台帳、市町村台帳の納付記録が相違するケースに、時々遭遇することがあった。	2年ほど前まで、手番統合は裁定請求時にすればいいという考えを持った職員が多かったように思う。 厚年の古い記録でWMで見ることができない記録が多数あり、放置されていたことも問題だと思う。 そもそも手番収録などは、基礎番号制度施工後の2～3年間でケリをつけておくべきことだったのではないか。
6488	地方庁	その他(社会保険事務所)		専門チームによる処理を行う。人を増員するだけでは不可能。知識、経験のある人材を集めて処理をするほうが効率がよい。	未統合の記録。	新規手帳番号の払い出しが反省点と考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6489	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	WM上の記録洩れが多くみられるので、市町村の名簿及びマイクロとの突合せを徹底して行う。	国民年金に限っていえば、過去のずさんな記録管理が全てであると認識している。記録洩れについては、以前より年に数件程度はあったが、このような大きな問題になるほど根が深いとは思ってもみなかった。	記録洩れ調査時に可能な限りの照会を行い、記録の発見に努めたが、資料の廃棄等で求める情報が得られないことが多かった。過去の記録情報は全て保存するように定めるべきだったと思う。
6490	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	高齢者の方々に昔の事を尋ねても思い出すのは難しく、作業は時間がかかると思います。高齢者には申し訳ありませんが、時間をかけ処理に詳しい人を集め、専門に対応するようにしないと、進まないような気がします。知識がないと調べるのはとても時間がかかると思います。	長い間整備しなかった事を短時間でかたずけようとするのは、無理があり時間がかかり大変な作業と思っています。世間でニュースになった時に知りました。	私は任用職員なので直接の担当はないのですが、電話での対応は親切にお話を聞くようにしました。短時間の対応のうえ担当者不足もあり大変だと思います。
6491	地方庁	その他(社会保険事務局)		現在までに行われているように1件1件を確実に確認していく方法しかないと考えます。	年金記録問題が存在することを知ったのは、この問題が表面化してからです。それまでは、まったくこの問題を知りませんでした。 年金記録については、平成9年の基礎年金番号制度ができたときに統合できなかった番号があり、ごく一部の方々の問題であると思っておりました。年金受給の手続き時にはほとんどすべて解決するとも思っておりました。手作業から機械化された時の入力ミスも多少はあると思っておりましたが、まさかこのように大量の年金記録とは思いもしませんでした。 今では、年金記録は少しでも疑問点があれば徹底的に調べなければならない問題であると認識しています。	お客様一人一人のご相談に対して、徹底的に調査することで対応しようと考えました。年金記録問題については、機械に頼れることは非常に少なく、職員のマンパワーで解決しなければならない部分が多いと思われます。 反省点としては、この問題が表面化した時点で、速やかに対応のマニュアルが作成できなかった点があげられると考えます。職員の中でも経験年数によって年金の知識に差があり、経験豊かな職員が対応していれば、もっとすみやかに処理できた案件もあったと思います。
6492	地方庁	その他(社会保険事務所)			10年位前に、国民年金の係になったとき、国民年金の台帳はほとんど廃棄されていると聞いて、あとで問題にならないのだろうかと思いました。	
6493	地方庁	その他(社会保険事務所)		地道に1つ1つ確認を続けていくしかないと思う。記録問題の解決に関しては、近道はないのでは。あとお客様への制度の周知をもっと行い(基礎年金番号は1人1番号であり、転職等あっても その番号で記録を管理する事など)、同一人に複数の番号が打ち出されないようにする。昨今これだけ年金の報道が多くなっても、特に若い人は年金に無関心な人が多い。	本来年金を掛けていた期間について受給されていないのは深刻な問題であると思う。社会保険職場に入って以来、番号を複数持っておられる方は結構おられたので、機会がある毎に統合手続き等行っていたが、ここまで沢山あるとは報道されるまでは思っていなかった。	(8)で述べたように、機会があれば番号統合手続きを行っていた。また記録問題が公になってからは、来所されたお客様に対しより綿密に確認を行うようにした。 この問題については、年金請求の際や、紙台帳の記録をコンピュータに移す際など、あらゆる際での確認作業がおろそかになった事が長年溜まり、今回このような形で噴出したと思う。また、再裁定を処理し、正しい年金額が振り込まれるまで、あるいは漏れ、間違いがあると回答された方に対しての記録の確認等の時間がかかりすぎている事も反省点であろう。今日社会保険庁に関わらずあらゆる場面において苦情や不信感となるものの大きな要因は、「遅い」という事。たとえミスがあっても、その後の処理を迅速かつ丁寧に行えば、たいていは大きな問題にならないもの。
6494	地方庁	社会保険事務所課長級以上		まず厚生年金記録のカセットオープン	いろいろありますが、平成9年基礎年金番号制度発足時における複数番号所持者の取扱を厳重に行うべきだったと思います。	職歴・住所遍歴・氏名変更歴等できる限り確認し、重複する番号の払出は極力控えました。 氏名変更前の番号と変更後の番号で、氏名変更歴のないもの等、どうしても確認しきれないものがありました。
6495	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	年金の登録漏れや、氏名相違などによりもれているケースなどは、問題となる前から知っていた。上司や先輩に提言をしたが、取り扱ってもらえず、また、申し立てをするところもなかったので(現在の社会保険庁LANのようなもの)そのままになっていた。 そのほかのことについては問題となってからしった。	記録の問題は以前から気になっていたので、自分のできる範囲で努力は行っていた。(例えば、記録照会があったときに、名簿を確認するがオンライン上氏名が入っていないものを調査者以外でも氏名登録依頼を行っていた。) 記録問題については、基礎年金番号導入時にもっと積極的に被保険者に調査をしておくべきだったと思う。
6496	地方庁	社会保険事務所課長級以上	まずは、このアンケートの主旨がよく解かりません。 記録問題が惹起したときにこのようなアンケートがあればもっと原因や解決方法について細かく検討できたと考えます。 記録問題の原因について調査チームにより報告され、その解決策として政治主導で決まっている現在では何の意味があるのでしょうか。 また、アンケートにユーザーIDを入れる目的は何でしょうか。犯人探しとの疑念が生じます。 その上で回答いたします。 世間では職員の働き方の問題とかが取り上げられていますが、そもそもは届出申請主義のうえに制度が作られていることが大きなしかも雄一の問題点であると考えます。 年金の裁定時に統合できなかったり、機関照会で記録が不明であっても現場では、届出申請主義としてお客様からの苦情や不満を受けながらも説明・納得していただくように努力していました。 また、よくあったのは当時の与党議員からそういった苦情に対し、何とかしろといった話もありましてが、制度の問題として説明を重ねてきました。 そういった問題点を出してきましたが、当時、保険課・国民年金課そして社会保険庁の回答は制度上の問題であるとして現実をまったく受け付けなかったという事実があります。 その視点で、記録管理を行っていますのでシステム自体に問題があると考えます。(例を挙げれば限がありません。)	上記の考え方に立って解決に向けての方策を考えれば、過去の記録を正確に反映することは不可能です。 戦前の台帳では欠落しているものが多くあり、一年で解決する(事務方がそう説明したからと発言していましたが)と述べられた首相がおられましたが、現場では絶対に無理だと思っていました。 また、事業所の適用が実際の勤務地でない場合などマイクロは存在するがたどり着かないというケースもあります。 何ならの根拠がある方については救済するという方策しかないように思います。	平成元年頃に年金給付課に配属となりその頃から疑問を抱いていました。	(6)にも記入しましたが、問題点を保険課にもあげてきましたが、解決にはまったく至りませんでした。 また、聞いた話ですが労働組合で当時大蔵省に予算関係の陳情を行ったときには、大蔵省側から届出申請主義であればいわゆる記録問題の解決(当時はそのような言い方ではありませんが)となるような予算付けは難しいという見解が出されていました。 国民の年金権は憲法で保障される生存権につながることとは理解しつつも、とにかく、届出申請主義が金科玉条のようにいわれ続けていたことに記録問題は起因しており、国民の年金権の確保を何より優先すべきだったと考えます。
6497	地方庁	その他(社会保険事務所)	脱退手当金受給目が厚生年金加入中であれば復活する点。	分かりません。	年金は老後の生活に直結しており大切なものなのに、国のずさんな管理のため、信頼を損なってしまい、保険料を納めた皆様に申し訳ない。知ったのは世間で騒がれはじめてからである。(それまでも205登録などの処理はしていたが、記録漏れという認識ではなかった。)	年金特別便の対応で個人宅を訪問し、記録の確認をとった。また、電話や案内文を送ったりして、持ち主を探し、年金に結びつけた。反省点は、台帳から機械に収録する時、もっと慎重にするべきであったと思う。また、基礎年金番号がなかったとは言え、手番を払い出し過ぎたと思う。
6498	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	未接触の方に対して、市区町村の協力のもと居所を確認し訪問による相談を行う。 国勢調査や各実態調査との事業連携により戸別訪問時に確認を行う。	基礎年金番号導入時から手番統合に携わってきたが、その作業を進めることでいずれは完結するものと思っていた。未統合の手番が5000万件あったことは、問題が明るみに出てから初めて知った。	事務所は元より市町村、事業所で他手番の保有の有無の確認をお願いしてきた。
6499	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	古い時代(昭和10年代～20年代)の記録調査については、紙台帳の老朽化や、当時の被保険者の登録方法(本人確認をせず届出に基ずく受付方法により偽氏名や偽生年月日が多く存在している)から限界があるとおもいます。 引き続き本人申し立てのものを丁寧に調査していく方法や氏名生年月日突合による疑重複チェックを各共済組合を含め進めていくことが大切だと思います。 また我々職員は、記録が見つからない受給者や被保険者のために、出来うることを精一杯遂行していくことが大事だと思います。	年金記録問題が報道されるまでは。古い記録ほど紙台帳の記録の不備は多いのではないかと考えていて、これほど大量に存在するとは考えていませんでした。	この問題が起きてから現場の混乱は想像を絶するものがあり精神的にも肉体的にもおかしくなる人も増え自分自身もかなり厳しい思いをしてきました。今の現場の職員はこの問題の責任を自分たちの責任と強く認識し全力で対応しています。 また、現時点の反省点としては制度発足当時からの広報不足が国民の認識不足の原因をまねいたとおもいます。たとえば勤務先を変える毎に被保険番号を取得してしまった。(次の勤務先に前の被保険者番号の未提示)、「年金は老齢給付のために入る」という国民の多くは認識してしまっていますが障害事故や死亡事故に対する給付のためにも入っておかなければならないという広報の不足等、今後もっともっと有効で正しい広報を進めていかないと思いますし、その結果が未納・未加入者減となると思います。
6500	本庁	その他(本庁)	もう知られていることとは思いますが、記録は被保険者の申告制(一般人はご存知ないのではないかと)であることが、このような問題になったのではないかと思いました。	作業現場での対応になりますが、マニュアルの整備(これで何割かは1人で作業が可能かと)と作業者が今後も初心者であると思われるので、個別案件に対応できる職員の配置(制度が複雑であるので手紙を作成するときに戸惑う。)により、質問しやすい状況にお願いいたします。研修もその後の作業を進めていくうえで重要なことだと思います(申し訳ありませんが、説明者は言葉を明瞭に、また遅さ等工夫していただければと思います。その場で指摘できません)。	平成19年ごろ報道で知り、年金について初めて関心を持つにいたりました。 平成20年半ばから年金の仕事に携き、ただ駆くばかりで、失礼で申し訳ございませんが、有り得ないことだと思いました。	平成21年6月から記録整備に携わることができるようになり、できるだけ早く片付けなければならない問題だと思い、1件、1件誠実に対応しましたが、なかなか先に進めず、もどかしさを感じる毎日でした。反省点としましては、個人の記録に対する意識ではなかったかと思いますが、ミスに気をつける等、初歩的な意識が足りないのではないかと。短期間の勤務でで大変失礼なことを多々申しまして申し訳ございませんでした。
6501	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	今ある、現行の対策をまずかんすいすりから。	報道されてる以外の認識は有りません。	制度の欠陥は経年とともに出てきます。、何が不都合なのか脳路なのか各レベルで定例的に随時に協議提案を吸い上げ、採用遂行できる制度があるとおもいますが、 もっと実効あるもの、活発なものにできないでしょうか。
6502	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。	平成18年頃かと思います。まだ職員ではありませんでしたが、マスコミにあおられたように感じました。記録管理のずさんさが問われましたが、私の周りには、該当するような方がいませんでしたので、深い認識はありませんでした。 生活を支える年金が正しく支払われることがいかに大切かを、この職場にきて感じています。	事業所に対して正確な申請の指導・アドバイス等必要と思います。
6503	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	集中的に調査するため人を厚う。今後このような問題が発生しないように一生涯一つの番号にする必要があると思う。	相談室にいる時点で氏名検索等行うので他番号があることはわかるが、本人か聞き取りでしか確認できない。ただ、生年月日を偽っての加入やペンネームでの届出もあるので確認作業は難しいと感じていた。	できるだけ旧姓・新姓を含め相談のときに聞き取りで確認する。
6504	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	年金受給者の皆様は、高齢化もあり優先順位をつけるなどして、職員が一丸となって早急に解決していかなければなりません。 今後年金を受給される皆様は、旧姓等も含めてより慎重な記録の統合作業が必要となります。	平成9年に基礎年金番号制度が成立する際に、制度間で複数の番号がありました。又制度内でも複数の番号がありました。呼びかけが行われ、統合作業が行われましたが、徹底的な取り組みが行われないまま、長い歳月が 経過してきたと思われます。	年金の相談時には、お客様が思い出していただけるまで、時間をかけて対応してきました。 年金記録の重要性を考え、手作業であった制度来成熟の時代、基礎年金番号制度成立時に、より体系的、徹底的な取り組みが行われていたら良かったと思います。
6505	地方庁	その他(社会保険事務所)		一件一件確実に、地道に進めていくしかないと思います。が、確認対象者が高齢で、記憶がはっきりしないなど確認できないケースが多いのも現実です。	世間で騒がれだした時です。	年金制度が始まった当初からの記録管理システムに問題があったと思います。 地方庁にいる私達にとっては、よくわからないまま色々な手紙が発送されて、現場は混乱しています。専用ダイヤルにかけても結局は事務所を案内されており、お客様にとっては何のサービスにもなっていないことが多いと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6506	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		約3年程前に、基礎年金番号に統合をされていない年金番号が、5000万件あると聞いた時に、社会保険業務の中で早急に原因の判明と解決策を考える必要があると思いました。	早急に問題の解決になるようお客様との接客の際は、年金記録のもれ等が無いか意識し、行動をする必要があると思いました。 早急に解決するべき問題であったが、解決に向けての体制作りが遅かったと思います。
6507	地方庁	その他(社会保険事務所)	配偶者の基礎年金番号を年金請求時に登録しておきながらまったく機能していなため加給年金の過払いが沢山出ている。	システムを見直し連動するようにする。自動でしなくてもお知らせを送るだけでも違うと思う。	由々しき問題。	年金記録の管理方法が悪い。チェックがあまいと思います。本人の記録として原簿に登録するのに記号番号だけで登録は、ないと思います。 再裁定処理に時間がかかりすぎている。簡単なものだけ早くして難しいものは、1年以上かかっている。コンピューターの処理をもっと簡単にできないのか。 また、配偶者の基礎番登録のため基礎番付番時死亡している人まで付番させるのに返戻され無駄な時間がかかっている。などシステムが悪いと思います。
6508	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	年金受給者の方々の記録回復を最優先に考え、申し出のあった資格記録についての調査期間をできるだけ短縮できれば良いと考えます。そのためには、調査に慣れた人材の活用が最適だと思います。 統合されていない手番を早急に調査し、統合できるものは統合し減らしていく必要があると考えます。	私は、年金記録問題が表面化した後謝金として採用されました。その時は、それ程長引く問題と考えてはおりませんでしたが、謝金として記録整備事務に就いてからは日々膨大になっていく期間照会の申請書に驚きました。ですから、すぐには解決できない問題という認識を持ったのは、採用された昨年です。	期間照会で業務を行っていた時は、本人の申し出た加入記録が取りあえず正しいものという考えを持って、正職員の方の指導のもと調査をし、遺漏のないように作業を遂行しました。しかし、何十年も前の職歴などは本人の記憶も曖昧な点も多く、事業所名が分からないなど調査ができないものもありましたので、類似名の事業所を調査したり考える作業を行っていました。 現時点の反省点としては、当時の内部事務がどうなされていたのかが分かりませんが、書面主義プラスαとして、出来るだけ窓口で「確認できることは確認する」「ねんきん定期便などを利用して常に加入者に記録確認を喚起する」ことが必要と思われます。新規加入者などは旧姓を含め氏名索引をするなど手間はかかりますが、今後同じような問題がおこらないようにするには止む
6509	地方庁	その他(社会保険事務所)		お客様のお話を丁寧に聞き取り、地道に調査するしかないと思います。ただ、厚生年金記録の場合、会社の担当者が訂正届けを提出したことを被保険者本人に伝えていないケースが多いと思われます。それと同時に、会社に勤務していた＝厚生年金にも加入していたと思い込まれていらっしゃる方も多いので、それを説明するのがとても大変です。	将来の年金の金額にかかわることなので、人事とは思えません。まして、少ない給料から決して安くはない保険料を支払っているので、余計にそう思います。こんなにも問題になるとは思ってもいなかったので、恥ずかしながら、そういう問題があると知ったのはマスコミの報道を見てからです。	お客様の一生懸命な説明を聞いていて、あきらめることのないよう調査依頼を提出していただくように説明しました。反省としては、対応してきた人間が公務員で自分達には全く関係ないという態度で処理、対応をしてきたことが一番いけなかったことだと思います。現に、今でもそんなに騒いでいまさら・・・という感じの職員もいて、その態度が一緒に仕事をしていて、とてもいやです。
6510	地方庁	その他(社会保険事務局)		専門部署を編成し、問題解決にあたる。	機械化された際、実際の記録が誤って処理されていたことが大前提にあり、それを問題視していなかった今までの職員の意識の低さが問題であると認識している。 時期は、報道等により認識した。	記録正常にむけ、できる限り対処してきたつもりである。 将来的にお客様に不利益になるという問題意識があまりなかった点が問題であったと思われる。
6511	地方庁	その他(社会保険事務所)		紙台帳の再収録、年金記録を全職員が簡単に調べられるようなシステム構築。	平成20年4月に採用され、年金記録問題は採用前にテレビの報道で知りました。国民の皆様からの信頼回復のために最優先で取り組む問題だと認識しています。	期間照会の担当として年金記録問題に取り組みました。この問題は紙台帳からオンラインシステムへの収録ミス、年金記録の検索方法マニュアルが全職員に徹底されていないことが反省点として挙げられます。
6512	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	基礎年金番号に未登録の番号があることは認識していたが、その規模、件数がこれほどのものとは認識していなかった。 報道による件数の公表で認識した。	問題意識に関係なく、窓口において、手帳を複数保有していないかなどの確認は常に行っていた。 厚生年金、国民年金それぞれの時代からの管理の整合性のなさ、基礎年金番号導入の際に現
6513	地方庁	その他(社会保険事務局)	脱退手当金の調査依頼が多い。			
6514	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	全ての方に回答をしていただくことが必要となると思います。 また、回答していただくために協力していただくようにしなければならないと思います。	年金記録問題発覚報道後に知りました。	平常業務を全力でこなすことも必要であるが、それ以上に力を注いで対応するように心掛けました。 制度設計に不備があると思います。
6515	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	市町村との連携	基礎年金番号に手帳番号が統合されていない記録が大半と理解していた。	市町村や本人から問い合わせがあった際には、調べて統合処理するようにしていた。 基礎年金番号開始時にもっと周知、徹底する必要があったのでは。
6516	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	人海戦術で集中して取り組むしかないと思います。	本人が年金請求時に職歴等を確認するので、その段階で解決するものと思っていました。平成19年の初めごろ集合徴収に赴いた際、5000万件ほど未統合の記録があるとインターネットでみたと、被保険者の方に指摘を受けました。	年金請求時に限らず、連絡がとれた時にできるだけ記録確認を行うようにしていました。年金請求するまで本人からのアクションがないと記録に確認がとれなかったことが問題だと思います。
6517	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上		台帳で納付を確認できない場合は、納付とすることは止めた方が良いと思います。 まずは、担当を専任とし人をつぎ込んで早急に回答を作成する事が大切だと考えます。 同時にシステム開発を行い、現時点で確認できない記録をWMで確認できるようにすることと回答終了後、未統合記録対象者に案内を行い、解決に向けて進んでいく。	年金記録については、年金請求時に確認されることで問題であるという認識はありませんでした。 世間一般に年金記録問題として出た少し前に知りました。	お客様の立場に立ち、積極的に窓口対応を自ら行った。また、事務所全体の対応についても積極的に意見し確立した。 記録回答についても積極的に行った。 ・事務所での相談、処理時に他にあるのではないかと事業所や本人にその都度、照会すべきであった。 ・常に他の手番があった場合、確認し処理するという姿勢が抜けていた。 ・厚生年金や国民年金の年金手帳は1つだという広報をより徹底すべきだったこと。 ・紙台帳からの移行時にきちんと処理を行うべきであった。また、紙台帳は捨てるべきでなかった。 ・平成9年の基礎年金番号新設時に分かりやすい通知で他に番号がないか、お知らせすべきであった。
6518	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ありません。	平成20年5月に採用されたものですが、年金問題については入所の2～3ケ月くらい前から新聞・雑誌等で年金問題・社会保険庁の組織体質が取り上げられて関心を持つようになりましたが、当時は、基礎年金番号に統合されていない記録(宙に浮いた記録)が多くあるという認識しかありませんでした。	現在、管轄内の全ての年金記録調査を1日でも早く終了させて、新組織に移行したいという気持ちで取り組んでいます。 ①大きな制度改革や法律改正があったとき、国民及び対象者に向けて、わかり易い情報提供が必要であった。 ②日々の業務の中で問題やクレームが発生したとき、速やかに上部に情報が流れる組織体制や職員教育に問題があったのではないか。
6519	本庁	その他(本庁)	[redacted] 1 日本の保険期間のみで老齢満了しなくとも、社会保障協定締結国の期間と通算して老齢満了させ、加給金がつけられますが、このことはあまり社会保険事務所の方には知られていません。そのため、進達された請求書を事務所に返戻し、必要書類をそろえなおし再進達してもらわなくてはならず、年金の決定に時間がかかっています。 2. 海外在住者の大多数は、転出や、国籍喪失の届出をしません。そのため現状が正しく網羅されていない戸籍をもとに、日本国籍を保持している海外在住日本人と判断し、海外居住期間を合算対象期間として年金を決定していることが大変多いと思います。しかし、外国籍を取得した時点で日本国籍は喪失となり、年金は社会保障協定発効時点からしか発生しません。合算と通算を取り違えた場合の年金額の差は最大5年です。 通算で決定すべき年金が、事務所で合算で決定されてしまい、決定のし直しが最近立て続けに起こりました。年金受給者からかなりの返納が必要になったケースもありました。 3. 日本名を持たない人(外国人)の記録上の名前は、登録時に携わった人の判断でカタカナ読みし入力されているので、記録を探すことは大変困難です。こうした人が年金の請求をしてきても、本人はどのような読み方で自身の名前が登録されたか知らず、勤務先の正しい情報さえも覚えていませんので、記録が見つからず、宙に浮いた記録が発生しやすくなっていると思います。	1. と2. については、事務所への周知方法を見直すべきだと思います。方策としては ①今の庁LAN掲示板等を改善し、事務所職員も一人一台PCを持ち、基本的知識の確認や最新情報の入手がいつでも手軽にできるようにする。又は ②セミナー講師要員(業務をわかりやすく説明できる、さまざまな事例の対応方法を解説できる)を育成し、定期的に事務所や裁定センターを巡回する。又は、 ③社会保障協定関連業務のように特殊なものは、それ専用の年金ダイヤルを設置し、一括して取り扱う。 現状では、めったにない協定がらみの年金請求を受けた事務所は、手馴れてないために無駄な時間や労力を費やすあまり、本来の業務に支障が出ているように感じます。外国語で書かれた文書に戸惑い、窓口にこられたお客様の心象を悪くすることも起きています。日々、慌てた様子で電話をかけてこられる事務所の方たちが、気の毒でなりません。 3. については、まずアルファベット標記の名前で登録する。さらに今後の課題として、日本に居住するすべての者は、ひとつの番号で管理されていくようなシステムがあれば良いと思います。	年金問題は新聞やテレビで報道されだした頃から、一般的な知識レベルで認識しておりました。 昨年6月より任期付職員として、社会保険協定がらみの年金裁定に携わり、いくつにも細かく散らばった記録を手繰り寄せ、本人と何度も連絡を取りながらそれらを統合していく作業を行い、身をもってその問題を解決する意義や、困難さを感じております。	この1年半、できるだけ年金問題の解決に貢献しようと、頑張ってまいりました。 しかし、今月末で任期が切れてしまい、せっかく業務の精度や速度が上がってきた時に、この仕事から離れなくてはならないことが残念でなりません。 問題点を反省するとしたら、年金業務に携わる者は委託業者や、初歩的事務要員(派遣など)ではなく、職員とすることではないでしょうか。 派遣や委託業者に任されている部分は、年金取扱業務の基本となる実は大変に重要な部分にも係わらず、単調な作業なため、多くの非職員が行ってきました。 そのため人材は頻繁に入れ替わりますから、作業をパターン化し、そこから外れる部分は見過ごされたりしてきてはいないでしょうか。または、作業依頼をパターン化させなければならないことで、かえって手間や間違いが起きていないでしょうか。 長く責任を持って携わっている職員は、付随知識があることから問題点に気づきやすいです。そして気づいた問題点を見過ごしません。 年金は、受け取る人の老後を左右しかねないものですから、人件費の安さにこだわるあまり、問題を見落としたり、問題が問題を広げることがあってはならないものと感じております。
6520	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現業をやりながら年金記録の処理をするのは、困難と思われる。(ミスも起こりやすいと思われる。) センターや各事務所等さまざまな場所で処理をするのでは、お客様への対応に限界があると考	年金記録問題が報道関係でクローズアップされるまで、存在を知りませんでした。	できる限りの対応を心がけて対応してきた。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6521	地方庁	社会保険事務所長	終戦前に、都会では年金記録が空襲で焼けたため、事業所から焼け残った記録を集めて修復したと聞いた覚えがありますが…すべて修復できているのでしょうか。	業務センターに保存されている、カセット記録を早急にすべてオープンして、オンラインに登載しないと、確認作業に遷延が生じています。特に「カセットを開けたら脱手の支給記録だった…」で脱手支給の無いオンライン記録を交付済みの方とのトラブルがあります。 一刻も早い年金問題終結と、信頼回復のためには「まだ他にも記録が出てくるのではないか？」と思われないように、すべての情報をオンラインで確認できるようにできないでしょうか。また、回答内容ももう少し詳しく基番に登録できないできないでしょうか。 実際、期間照会で「記録なし」と回答済みの方から、何度も照会票が提出され、作業遅延の一因となっています。どこの県でも期間照会者をエクセルで管理して重複照会を避けてはいると思いますが、ファイルが重くなりすぎて分割せざるを得ない場合や、さらに、他県へ照会を出された場合の重複照会確認は不可能に近く、早期回答のためにも、オンライン化が好ましいと考えます。 基番050届書の疑重複番号の整理についても、調査の結果「ご本人のものではない」ことが判明しても、誰の記録か判明しない場合は統合もされていないため、再照会により「何度も言わすな」とお叱りを受け、時間の無駄にもなっています。番号ごとの結果についても「この方の記録ではない」旨登載できれば、重複照会も避けられ、他の未解明記録の処理進展に期待できるのでないでしょうか。	平成17年に室長を拝命して、初めて年金給付に携わりました。すぐには相談に応じる知識を身につけていなかったため、確かその年の夏頃に「厚年020-1-00届書」照会時に名前の無い記録があることを知りました。また、カセットのまま保存されオンライン化されていない記録があることも知りましたが、相談者の記憶を頼りに色々検索すれば、記録に行き着くことが多かったため、最悪でも年金請求時には解明できると考えていたのは事実です。	平成18年に異動し、実質1年程度しか携わっていなかったため、特に対応する知識を持ち合わせていませんでした。 私が室長時代の不適正免除の件については、免除対策内容を知って後に、終始反対を貫き、私の勤務する事務所職員全員に中止を指示したため、某事務局幹部から「命令違反」と叱責を受けました。その時点で私は「自分はこれで終わったな…」と思いました。しかし、結果として「他県もやっている。数字upのため行け行けドンドン」ではなく、疑問を感じたらブレーキをかけて良かったと思っています。 今となっては閉鎖的人事により、気心が知れていたから何でもまとまった点の悪弊だったのかと。もちろん仕事は人心がまとまっているほうがスムーズに進むことの方が多いので、広域人事を奨励するつもりはありません。ただ、現在自分が広域異動により、他県に赴任したことから、赴任県及び赴任元県の良い点や改善必要点に目が行くため、業務改善の一助となりたいと考えます。 そういった点から、職員個々の家庭事情を考慮したうえでの、小規模な広域人事が早くあれば、ローカルルールでの問題は防げたのではないかと思います。但し、ガバナンスを握りかざしての人事や業務の強制は反発を招き、人心の離反や組織の発展を阻害する恐れもあるため、注意が必要と思います。 年金記録本体については、国年紙台帳のマイクロ化の折、予算が厳しくて、特切台帳のみに限定し、台帳も廃棄したため、今となっては確認できない旧台帳や旧旧台帳にしかなかった記載も確認できないことからも不信感が高いと思われます。
6522	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。			
6523	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特になし	全職員が一丸となって問題の解決にあたるべきと考える。	大切な年金の記録を預かる機関として、オンライン記録で管理を行っていると認識していたが、平成19年2月に「宙に浮いた年金記録」の問題が発覚して今回の年金記録問題の存在を知る。	年金記録問題の発覚後、全職員による窓口対応を行い、来訪者の対応を行う。 なお、この問題については、過去における被保険者の年金番号の重要性の認識と平成9年1月における基礎年金番号の設定に対する認識不足が大きな問題と考える。 しかし、旧台帳等において氏名等の判読が不能な被保険者名簿等については、過去においてその都度整理を行うべき問題点であったと考える。
6524	地方庁	社会保険事務所課長級以上	わかりません。	特効薬はないものと考えています。今までのスタイルで粘り強く続けていくしかないかと考えます。いずれにせよ、十分な人員の確保がなければ解決が遅くなるばかりではないでしょうか。	自分の中では、平成3年に当事務所の業務三課を担当した際に、同課の先輩がよく事故となっている喪失ファイルの補正等の作業を見ていて、「事故となっているファイル(氏名なし、先頭記録なし、喪失もれ、カセットに入ったまま等)の多さ」を実感していました。	目の前の課題について、一件ずつ解決するしかないと思っています。 年金制度そのものの性質が、本来若い方には受け入れてもらいにくいものだと思っています。健康保険制度は、「明日自分がカゼでもひいた場合使うから」というような生活に密着したイメージをうけますが、年金はそこまでとはいきません。 いまだから、年金制度は若い方にも関心をもっていただいているかと思いますが、昔は加入記録のお知らせ等が全くといっていいほど出来なかったことや制度が複雑で理解を得られにくいのも一つの要因と思われます。 また平成9年、基礎年金導入時の名寄せ作業のための照会用紙のわかりづらさも未統合記録の発生の原因かと思います。
6525	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金受給者の方に年金記録が判明したことにより、年金額が減額となる場合、判明した年金記録をご本人のものとして記録訂正に応じていただけないケースがございます。また年金記録の訂正には応じていただけても、年金額の訂正には応じていただけないケースもございます。	年金記録が判明したことによる、年金額の訂正で減額となる場合のとき、既得権を活かす法整備をしていただき、年金額が減額されなければ年金記録の訂正に応じていただけると思います。	年金記録問題は政府の広報不足と社会保険事務所の事業主への指導不足、および個人の認識不足によるところだと認識しておりました。 平成10年4月に国民年金課へ異動となり、そのころには基礎年金番号が導入されていたため、疑重複照会回答票が出力されました。問題に気づいたのは、そのころだと思います。	20歳行番を行う際など、市役所と連携しできる限りの情報提供を行い、基礎年金番号の払い出しを最小限にとどめるよう、努めました。 厚生年金の適用の係でも、事業所指導を頻繁に行い周知徹底を行うべきだったとおもいます。
6526	地方庁	その他(社会保険事務所)		カセット記録を全て開く。	オンライン化の際の整備もれと認識しています。 報道で取り上げられた際に、この様な問題を知った。	
6527	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		お客様の大切な記録を記録を預かっている官庁にもかかわらず誤りを発生させてしまったのは大変な問題だと認識していました。 問題を知った時期については入庁時には基礎年金番号制度が既に導入されていて機械化も進んでいたため社会問題化するまで、ここまで大きな記録問題があるとは認識していませんでし	制度発足時には難しかったかもしれませんが少なくとも機械化が進んだ時点以降でお客様に加入時や定期的に記録をお送りする等、もっと積極的に社保庁から行動していれば、大きな問題が生じなかったのではと反省しています。
6528	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	相談されるお客様に対し、親身になって対応し、信頼回復に全力を注ぐ。 頭ごなしにこちらの言い分を伝えるのではなく、 相手の言い分をよく聞いた上で こちらの説明を相手に理解してもらえるよう努力する。	騒がれはじめた当初は、統合されていない手帳番号をもっている方の話と受け止めていました。 次第に納付済であるのにもかかわらず未納扱いになっている方がいると知りました。 私は請求の手続きをするとそれまでの記録をすべて確認し受給が始まると受け止めていたので、受給をされている方の記録に間違いがあるのが驚きました。 それがいつごろなのかは・・・平成19年のころかと思います。	記録に間違いがあるとすれば正しい記録する必要があると思います。 納めた年金はキチンと納めた本人様に受給してもらいたいです。 庁や市役所だけで記録を保管するのではなく、現在のようにご本人様に 確認していただきながらつんでもらうと間違いは少なかったのではないか と考えます。
6529	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	さらなる法律改正で制度が変わる可能性があるので(標準報酬の相違の申し立て等や年金の差額支払い)早期解決のため、人を増やす等対応できる職員を雇う。 特別便や定期便の提出促進。	消えたねんきん記録として、マスコミで取り上げられるようになってから知りました。始めは記録が消えてしまうとは考えられなかったのでマスコミは大げさだと思っていましたが、新しい記録が見つかるにつれて、重大な問題と感じ始めました。	休日出勤や電話掛け、記録の整備等の対応を行いました。 反省点としては、本人確認する条件である事業所名を本人から聞きださなければいけなかったこと。昔のことだと会社名を忘れる人が多いので本人確認できず宙に浮いていた記録がたくさんあると思います。
6530	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成12年頃、年金請求時に本人以外の委託者(金融機関の年金担当者等)が持ち込む請求書について統合漏れの記録が多かった記憶があります。	金融機関の担当者、本人に必ず電話確認をして確認していました。
6531	地方庁	その他(社会保険事務所)	しりません。	絶対数が足りないとおもいます。 人をふやして、徹底的に行いたい。	年金番号をいくつも、持っている方の一本化は、本人の記憶の関係もあり、これから大変な作業になると思った。 マスコミにて騒がれた時から。	国民年金台帳・厚生年金原票をマイクロ化しても、原票は永久保存するべきだったと思います。
6532	地方庁	社会保険事務所課長級以上		現在行っている方策以上に思い当たることがありません。	支払った保険料に対して、相応の給付がされていなかったことは、年金に対してだけの不信のみならず、国に対しての信頼が揺らぐ問題と思います。 問題の存在を知ったのは、5,000万件の未統合記録が明らかにされたときです。	基礎年金番号に統合するために、来訪者の応対や電話での番号の確認、出向して本人の確認などでの問題の解消に努力してきました。 番号の重複払出や旧台帳の調査など社会保険の事務処理がコンピュータ化された時点で解消に向けて取り組む必要があったと思います。自らもっと早い時期に取り組んでいれば、ここまで非難を浴びることはなかったと思います。
6533	地方庁	その他(社会保険事務局)	ご担当様 たくさんの意見を読まれていることと思います。お疲れ様です。 たくさんの報道がされましたので、どこまでが「世間一般に知られていない問題」なのか私には判断できません。	記録補正という業務は専門性のある作業ですので、OBなど経験者の手を使うのはひとつの方法ではないでしょうか。	平成10年頃、期間照会を担当していたときに、年金番号払い出し連名簿を用い、照会のあった方の記録を探していました。 そこで、私が知ったことは、払い出し連名簿に載っている方の記録が、オンライン上に収録されていないということでした。 年金記録のみがオンライン上にあり、氏名や生年月日が収録されていないケースも多々見受けられました。	収録された記録に不備がみつかれば、その都度、氏名の収録等、記録補正につとめました。 ただ、当時は、オンラインの稼動時間が短かったこともあり、不備のある記録が存在することを承知しながらも、見て見ぬふりをするしかなかったことが悔やまれます。
6534	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	宙に浮いた年金や消えた年金については、被保険者等一人ひとりの基礎年金番号にその記録を正確に結びつけることが必要であり、そのために現在行われているねんきん特別便や定期便及び第三者委員会への確認申立等、被保険者記録の調査業務を迅速かつ正確に取り組むことが方策の一つだと思います。 また、厚生年金保険の適用及び標準報酬月額について、事業主からの届出の全てを確認することは不可能であるため、現在も将来の年金記録問題の原因となる事象が日々発生している状況にあると思います。その数を少しでも減らすために、より詳細に資格及び標準報酬月額を確認できるような体制を構築することが必要だと思います。	基礎年金番号に未統合の手帳記号番号が多数存在することを認識していましたが、その件数が5000万件にも上っていることは想像できませんでした。また、基礎年金番号制度導入前(平成8年以前)についても、厚生年金保険制度の中で複数の年金手帳記号番号を保有している方が存在していることはわかっていたので、現在の年金記録問題の一因については私が採用された平成7年から認識していたことになります。	提出された年金手帳記号番号の重複取消届については当然のことながら迅速に入力処理は行っていたが、「いずれ年金請求時に全てまとめることができれば良い。」と考え(ほとんどの職員がこのように考えていたと思う。)、この問題を重要視していなかったことが反省するところです。
6535	地方庁	その他(社会保険事務所)	特段何も知りません。	事業所と従業員との間で標準報酬、取得、喪失についての話し合いなど徹底されていない事象が多々みられるため、今後も引き続き調査等を行い、指導すべきと考える。 また、事業所に対してだけではなく、被保険者に向けた広報活動など、事業所に働く人に対して必要な手続きなどを示していく必要があると思います。	平成9年の基礎年金番号導入時に、旧姓での記録手番について本人からの届がない限り、全ての記録を漏れることなく、統合するのは不可能だと認識していました。 また、氏名や生年月日などの誤りについても本人が知らないまま放置されているケース等も考えられたため、今回のような問題について、世間一般の方々にお知らせするためには、報道やマスコミの影響力がないと予算や費用もかかるため、解決は難しい問題だったと考えています。	窓口電話等で、相談などがあった際には、被保険者の方や受給権者の方がわかりやすい内容で説明をして、記録に不備があれば、その都度届書を受付るなど、できるだけ早い対応を心がけました。 被保険者からの問合せで国民年金の第3号の未届などが、発覚するケースが多いため広報などしっかりやらないといけないと思います。
6536	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	年金記録の重複など市町村と今まで以上に連携して住基の確認など行う必要があると思う。	国民全員にかかわる大変な問題だと認識した。 問題を詳しく知ったのは、採用されてから	まず、自分の年金は？被保険者すべてが思ったこと思う。 すべての業務を自分のことだと思い日々業務に取り組む。
6537	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録確認の専門スタッフの増員。 『三人よれば文殊の知恵』方式で、多少時間はかかるとは思うが、一件につき三人で手分けして記録確認等の作業をする。すると、一人では気づかなかった新たな記録が見つかりやすくなったり、いろいろな角度から確認できてより正確な調査をこなしていけるかもしれないです。結果、早めに記録問題が解決することになるかもしれないです。	大切な年金を扱っているという職員の意識が欠けていたことがいろいろな問題をうみ、それが積み重なってずさん過ぎる管理体制をつくってしまったと思いました。 平成19年5月にテレビで取り上げられたことで問題を知りました。	組織の一員として年金問題を真摯に受け止め、記録解決を最優先課題と目標に掲げ、聞き取り調査を丁寧におこない、お客様が納得するまで粘り強く期間調査をしようと対応しました。 年金問題の一番の反省点は、受身主義の体制だったと思います。平成9年の基礎年金番号導入時に、お客様から回答があった記録だけ統合するという考え方や、簡単にいくつも手帳番号を払い出してしまったことは反省しなければならないです。 受身主義の体制ではなく、どんどんこちらから特別便や定期便等のお知らせを毎年おこない、お客様にチェックしていただくことが、今後の信頼回復につながるとてもよい方法だと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6538	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	問題の解決に向けて、お客様の職歴情報を出来る限り反映させるために日々努力をする。	年金記録の管理がしっかり出来なかったと問題と認識しています。問題が存在することを知ったのは2年前頃です。	問題になる前の早い段階で早急に対応するべきであり、現時点でみた場合は、問題を先送りしてしまったことが問題であったと思います。
6539	地方庁	その他(社会保険事務所)		本人の記録と確認ができたら、確実に早急に、処理を行うようにする。	社会保険事務所に謝金職員として、入ってからなので、平成19年の初めごろです。 こんなに時間がかかるとは、思っていなかったです。	本人の記録と確認が取れてから、仮計算書を作成し待たせないようにした。千保の仮番の収録が時間がかかったので、再裁定が終わるのに時間がかかって、本人の年金額が変わるのに時間がかかった。
6540	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。あるとしたら、こないに行き当たりばったりでつぎはぎだらけの年金制度を作って、のほほんとしていた国とその役人(私も含む)、お上のすることは間違いないと、たかをくくって自分の記録を放置してきた被保険者(このような国民性のため罪はないが)と、アバウトな感覚で社会保険の手続きを行ってきた事業所(当然一部の事業所ではあるが)での三位一体のあり方の結晶が、この年金記録問題の実態で、あまり知られていないのではないかと思われます。	基本的にもうどうしようもないというのが、実感ではありますが、本気でするのなら、国家総動員法を適用するぐらいの意気込みで、国勢調査級の態勢で 国家権力である警察力をつかってでもコンタクトをとってやらないと、遺跡発掘調査のようなライフワーク的な長期的業務になると思います。	多くの年金記録問題の存在を知ったのは、一般国民と同じくマスコミで取り上げられたのがきっかけで、パンドラの箱をひっくり返してしまったと思いました。	とにかく目の前の問題に取り組むだけで精一杯でした。反省点を挙げるなら、戦費調達という年金制度ができた経緯そのものから反省すべきで、大体 全国民の記録を長期にわたって保管するという、おおいなる責任という観点が はじめからあったかどうかも疑わしいので、確かに個人や組織に問題があったのは事実ではありますが、やっぱり国の年金制度に対する理念が欠落していたのが、究極的な原因であり、反省点だと思います。そのため、そこに従事している 職員のこの業務に対する認識も欠落していたのだと思います。
6541	本庁	その他(本庁)	とくにありません。		年金記録処理の何らかの理由による大量な登録もれ。 認識したのは、2008年で年金記録問題がさわがれはじめてから認識しました。	着実にひとつひとつモレがないように対応していこうと思います。 反省点としては、システムをかませた効率的な2次チェックの機能があれば、問題の発生を防いでいけると思います。
6542	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録問題に関しては、制度上の不備等だけでなく、事業所や被保険者本人の手続きもれにも原因があると思います。マスコミの偏った報道により、社会保険庁とその職員が犯罪者であるかのように扱われてしまうのには納得がいきません。ただ、そういった世論が出来上がってしまっているのが現実です。 ねんきん特別便や定期便を確認していただき、1件1件の相談に誠実に対応していくことが重要だと思います。また、年金制度に関しての誤解も多いので、記録問題に限らず制度の仕組みや手続きについての広報活動も必要だと思います。	平成19年に報道されるまで全く知りませんでした。	業務経験がほぼないに等しい中で、この問題に対応するのは非常に困難でした。電話や窓口で相談される方の話を聞き、その都度納得してもらえるように丁寧な説明を心がけました。 また、記録問題の反省点としては、ねんきん特別便をはじめとする発送物のわかりにくさが挙げられると思います。年金の知識が全くない方も多いので、そういった方にも読んでいただける内容になって欲しいと思います。
6543	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	受給者・被保険者に自分の記録を知ってもらう。 また、対応できる職員を増やす。	新聞・報道でいわれた頃。	来所された方に記録を見せて漏れがないか確認を行ったが、昔勤めていたところを忘れていたり、すでにどこなくなっているためわからないと言われた。やはり記録の管理がずさんであったと思わ
6544	地方庁	その他(社会保険事務所)	ご存知ありません。	基本的なことで申し訳ないですが、年金受給者全員の方に対して正しい年金額を迅速に支給できるように、システムの整備と人員の配置体制を適正に行い、また職員一人ひとりがスキルの向上に努めなければならない。 また、余談ではありますが、将来安心で持続的な年金制度になるよう改革を行わなければならない。	年金記録問題を初めて知ったのは、入社してから間もなく経った時でした。 年金記録問題を初めて知った時は、正直なところ信じられない気持ちであり、また信じたくない気持ちでいっぱいでした。しかし、様々なニュースが報じられるにつれてその認識は変わり、大変な問題だと認識するようになりました。 組織的な問題であり、老後の設計を狂わす問題でもあり、自分もその職場の中で働きながら、疑問と葛藤の日々でした。 年金記録問題について国民の皆様が不信とお怒りになる気持ちは当然であり、自分の問題と置き換え、少しでも問題の解決に向けて邁進していきたいと思いました。	今まで年金に関する部署に配属されたことがなかったので、年金に関する知識はほとんどないと言っても過言ではないですが、少しでも役に立てるように独学で勉強したこともありました。また、少しでも国民の皆様の信頼を取り戻せるように今まで以上に窓口の対応や電話の対応を親切丁寧に行うように努めました。 反省点は、過去の処理のやり方や組織全体のコンプライアンスが欠けていたことなどが挙げられると思います。
6545	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	迅速、正確に処理をするしかないと思います。	平成6年ごろ、記録調査業務をしていたときに、氏名等が漏れているため、 記録が確認できないものがありました。 しかし、一部の記録がそのようなことになっているものと思っていました。	被保険者台帳や払出簿などを確認し、正しい記録にする処理をしました。 記録を正確に収録されていれば、このような問題はなかったと思います。
6546	地方庁	その他(社会保険事務局)	質問について知りうる事柄はありません。	・被保険者が自分自身で記録の確認がとれるシステムをつくる。 ・ねんきん定期便のような定期的な加入記録のお知らせをする。 ・厚生年金なら事業所、国民年金なら自治体と協力し、被保険者個人の基本項目(氏名・生年月日など)の正確な把握を徹底する。	受給者の生活および現役加入者の老後の生活に大きな不安を抱かせるものと認識しており、問題を知ったのは平成16年頃です。	・対処として、記録の誤りや漏れを訴える被保険者の話を聞き、できる限りの調査をおこなう。 ・反省点として被保険者に対して定期的な記録のお知らせをおこなってこなかったこと。制度に対する十分な説明が被保険者個々に対しておこなわれなかったこと。
6547	地方庁	その他(社会保険事務局)		現在行っている記録の突合、国民への呼びかけで申告頂く事で、浮いた年金 記録をなくす努力をしたら良いと思う。	在籍する前に報道で知った。 ずさんな管理体制の基で起こった問題だと思った。	きちんと納めて来られた方々の記録が、大切に取り扱われていなかった事に疑問を思う。 それを管理する職務にあり、大切な記録を軽視していた事がこのような大きな問題を起こしたと思う。
6548	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			最初の配属先が支払調整係だったので、漏れている記録の存在自体は知っていたが、規模がこれほど大きいものとの認識はなかった	厚生年金記録は事業主からの届出に基づいているので、届出自体を誤っている、または虚偽の届出をしているケースが相当数あることを考慮すれば、全面的に行政側の落ち度であったとは思わないが、被害者の救済を速やかに行わなければならないという意識が足りなかったところは否めないと感じる
6549	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	基礎年金を保険料方式から税方式に変えて支払えば、記録の管理が必要なくなると思います。	届出主義のため、正確な記録管理ができていなかった。マスコミ報道で知りました。	保険料方式のため、未納者がいるので記録問題が発生したと考え、年齢が来たら一律の年金をすべての国民に支払えば良いと思います。
6550	地方庁	その他(社会保険事務所)	社会保険制度は、国、地方公共団体、事業主、住民等のそれぞれの立場の方々による相互の理解、協力のもと成り立っている制度です。 これまでの世間一般に知られている問題とは行政側の管理体制(ガバナンス)や個々の行政職員の法令順守(コンプライアンス)の欠如によるもので、次の2つに大別されると考えられます。 ①基礎年金番号制度の導入後の年金記録(全体)の整備・管理体制(ガバナンス)の不徹底によるもの(いわゆる中に浮いた5000万件問題) ②法令順守の欠如あるいは事務処理手順の不明確等で、年金記録(個々)の正確性の確保が不徹底であったもの(いわゆる資格記録遡及訂正処理等による消えた年金問題、不正免除問題) 年金記録を正確に構築していくためには、前提となる届出等が正確なものとなっていなければなりません。つまり、行政側だけではなく、反対の立場ともなりうる方々の管理体制、法令遵守の欠如によっても年金記録問題が発生するリスクもあると思います。 例えていいますと、偽装した会社が実体もなく会社を立ち上げて社会保険給付を受けようと考える事業所の存在も考えられます。給付目当てですから、基となる標準報酬月額は、正確なものとはいえません。当事務所管内においても、実際に傷病手当金の詐取事件が発生しています。将来の年金給付のため、実態にそぐわない報酬をあげてくる場合もある可能性も否定できません。 また、事業主の利益のため、従業員等の報酬が恣意的に改竄されるリスクもあると思います。 これらのリスクは、年金記録の正確性の問題だけでなく、給付財源にも影響してくることも考えら	(6)のような問題については、未然に防ぐには限界があるとおもいますので、そのチェックがどのような立場の方々からも可能となる体制整備がまず必要とおもいます。また、年金記録は長期にわたる管理が必要であり、時間の経過によって、その正確性について不明瞭になってしまうこともあるでしょう。 したがって、個々のみなさんに定期的に記録を提供していく体制はもちろんですが、逆に個々から情報に容易にアクセスできる体制も必要です。年金記録の正確性については、時間の経過が大きなリスクになると思っています。 例えば、個々の標準報酬月額等の記録は変更になった都度、直接本人に通知がいくような体制が必要であると思います。標準報酬月額の変更は、事業主にとっても資金繰りに大きな影響が発生しうるため、納付義務を果たすうえでも、早期解決が必要です。 要するに、限られた予算の中、年金記録問題の解決については、時間軸によりリスク分析をし、個々の方々に与える影響、事業主の方に与える影響、その対応をする現場職員の事務処理等に与える影響等を考慮し、対策を効率的に練る必要があると思います。また給付財政の観点からも、場合によっては、実態調査の強化も必要だと思います。	(6)の①の問題については、採用された時点(平成16年4月)で疑問におもっていました。基礎年金番号が導入されたにもかかわらず、その番号体制を年金請求時に先送りする風土があったと思います。既存の組織が硬直していて、柔軟な発想が上部組織に伝わらないといった、風通しの悪さ、コミュニケーション不足、いわゆる地方事務官体制の影響があったと思います。 ②の問題については、民間報道があるまでは、まさか起きているとは夢にもおもいませんでした。そもそも個々の職員の資質の問題でありますが、組織の人間を全体で育てていくような一体感のような風土がなかったことに問題があると思います。	①の問題については、今思うとこれほど多くの未統合記録あるにもかかわらず、事務体制として専門部署を設けるなどして、体制が確立されていなかったことが大きな原因と思います。主導する部署もなく、時間も、予算もない状況で、政府に意見をあげるようなエネルギーがあればよかったのにと思います。結果として、年金請求まで滞留していた状況になったと思います。 ②の問題については、個々の職員問題意識が著しく低いことに要因があります。組織の徹収率の命題等が暗にあったとしても、個々の職員の法令順守にたいする意識が欠如していなければ、起こらなかった問題です。これらの問題が不幸にもあったことで、現在はコンプライアンスの認識は高まっていることでしょう、組織としても、積極的な行動から定期研修等も行われ改善してきていると思います。
6551	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	インターネットにおいても、特別便や定期分の回答票の受付をできるようにする。 未回答、未解決の記録については、会社名を公表した上で本人に通知をする。その際、複数人が申し出したときに対応できるような入力処理システムを つくっておくことも必要。また、どんなに記録調査・回答を各県で一括していてもお客様は事務所の窓口に来所される。その際、事務所はスペースの関係で処理スペースの確保が困難となっている。書類の紛失防止や効率的な作業を行うためには、作業環境が非常に大切である(もちろん日頃の各人での整理は必要であるが)。現場サイドとしては、人を確保したからできるだろうという感じを受けている。作業環境の整わないとこに、人が来ても効果は薄いと思う。 カスタマーサービスは、お客様満足(サービス内容の良し悪しで決まる)と従業員満足(作業環境の良し悪しで決まる)の2つがあわさってはじめて達成されることを忘れないで欲しい。未統合の厚生年金手番については、021－1画面の次ページに会社名を反映するようにする。いちいち画面を切り替えて会社名を確認しなくても済むようにしてほしい。 最後に、一旦、年金特別便・定期便に関する業務処理マニュアルを整備しおいた方がいいのではないかと思う。各WMでも事業所検索システム等が使用できるようにして欲しい。	昔は、年金裁定請求の際に年金記録を確認していた。その際、記号番号が分からず会社名がわからないものが多かった。また、社会保険事務所サイドで会社名がわかっていても、本人が思い出さなければそのままにするしかなかった。年金記録問題とは、そういうふうにして残された記録のことと認識していた。しかし最先日の訂正等も年金記録問題として認識するようになったのは、ここ数年。宙に浮いた記録については約7年前。	対応については、以下のとおり。 ・出来るだけ払出を確認し、会社名を確認するようにした。 ・徴収課では、従業員の月額変更(減額)の提出の際、従業員の確認書 をとり不正防止に努めました。 反省点 ・過去の厚生年金手番に住所登録がなかったこと。 (会社名が思い出せなくても、本人特定が可能となったはず) ・記録は年金額に影響するということの、説明や広報不足。 ・年金給付の知識がないときは、記録と給付の関係がつかみきれていなかった。
6552	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	3年前に民間から入りましたが、圧倒的に仕事量に比べて人員不足を感じています。多くのお客様の債務を回復に持っていくには、早急な処理を第一にいつも言われていますが、この現場の人数でできるわけがありません。 年金問題と同じくらい、一日も早く保険証の発行を待っているお客様もたくさんいるわけです。体調を崩さないほうがおかしいくらいの激務。 今となっては遅いのかも知れませんが、今回のわけのわからない分限免職とやらでエキスパートを逃し、また更に、年金問題への解決策は遠のいた気もします。	主に紙台帳の頃の問題。市町村担当者の収納の問題。 存在を知ったのは約4年前。マスコミが騒いでいた関係で知りました。	自分がこのお客様の立場だったら、もっと怒っていただろうと、とにかく訳のわからないままでしたが謝罪し続けました。 反省点と言われればただひとつ、『管理』これのみだと思います。
6553	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	本人が保険料負担の生じない扶養家族でい続けるために、社会保険への加入を拒否していたり(現在でも無いとはいえない)、氏名や生年月日等で虚偽の届出をしていたなど、本人の責めに帰すべきケースもある事を考えれば、本人の記録と確認できたまたは保険料控除がされていたと認められる記録だけ統合し、安易に本人の申立だけで統合するべきではないと考える。後日、統合誤りが判明した場合に年金の返納が発生するほうが、受給者にとってはよっぽど迷惑である。	老後の生活を支える年金にかかわる大きな問題である。 新聞、テレビ等マスコミで騒がれるようになってから。	本人(その周囲の人間を含む)への十分な聞き取りをするように心がけた。 1事業所記号1事業所では無く、二重払い出しあるいはそれ以上に払い出ししてあった事。 年金記号番号の払い出し簿に事業所名が正確に記入されていなかった事。 年金裁定時に地方から進達していた記録が業務センターで事業所整理記号番号がオール0で裁定されてしまっていた事や複数の記録がいつの記録にまとめられていたり、月の途中の喪失日が月の初日になってしまっていたり、正確な記録で裁定されていなかった事。 船員保険の船舶事業所名や船舶所有者名を登録するシステムが構築されていなかった事。 イロハ順と五十音順の記号の払い出しが混在している事。
6554	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。	期限を区切ってそれまでに解決しようとすると処理ミスが起こる可能性が高くなると思います。 処理ミスが起これば、それによりまた信頼を落とすことになります。 何年かかっても一件一件地道に確認しながら処理していくほうが確実だと思います。	基礎年金番号が導入されるまでは、厚生年金と国民年金は別番号で管理されていました。 また、厚生年金の番号を複数持っている人は珍しくありませんでした。 そういった人も老齢年金を請求するときに自分の年金記録を確認、整備して正しい金額で老齢年金を支払すればいいと思っていました。 マスコミで年金記録問題がとりあげられるまでは大きな問題とは思っていませんでした。	それまでの認識を変えて、現時点で年金記録を確認していただくようお願いしています。 また、年金記録の相談対応をするときは、親切に対応しています。 反省点としては、紙台帳をコンピューターへ入力したときにきちんと確認せずにずさんな処理をしたことが一番の問題だと思います。 やはりきちんと確認して処理をしていくことが大事だと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6555	地方庁	その他(社会保険事務所)		お客様の立場に立って、人員増員をして再裁定の要なるスピードアップをはかるなどして迅速に処理をするしかないと考えております。	大変な問題だと認識していました。私は平成20年7月入庁でしたが、マスコミ報道などで平成19年頃から認識していました。	常にお客様の立場に立って行動するよう、自分の仕事は後回しにして来客対応を優先していました。年金記録に誤りがある方の回答用紙の返信先を各社会保険事務所に統一していれば、書類などの滞留もましになったのではないかと思いました。
6556	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		基礎年金番号を新規付番する際、疑義複判定される者が多いと思っていた。年金記録問題が発覚してから初めて、宙に浮いた年金番号が7数千件もあることを知った。	本人に対して過去に公的年金に加入したことがないか、必ず照会は行っていた。ただ、未回答者が多かったため結果的に持ち主が特定できないまま、宙に浮いた年金が増えてしまったと思う。オンライン化が確立された以降は、特別便のような照会システムが必要だったと思う。
6557	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	年金加入期間の漏れについては、高齢者が多い為、期間が確認されるまでの間に死亡される場合もあり、一人暮らしの者は、差額の年金を受け取れない場合が生じることがあるので、職員が一体となり早急に期間調査を行う事が必要と思われます。 また、現職員だけでは、過去の会社名等が判明しない場合があるので、すでに退職した職員等に依頼して、確認作業を行うことも必要かと思います。	年金相談職員は、相談者に氏名・生年月日・会社名等を確認し、期間に漏れが無いよう心がけて対応しており、報道等で騒がれるまでは、年金記録について、こんなに漏れ等があるとは認識していませんでした。	相談者の立場になり、親切・丁寧な説明をするよう心がけていました。 現在は年金に関する関心も強く、被保険者に周知されてきていますが、テレビ等を利用し、年金に対し、なお一層の周知をはかる必要があると考えます。、
6558	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	古い記録(台帳)との突合作業を地道にしていくしかないと思います。 また、古い台帳と画面上の記録が相違して記録を訂正する際に職員それぞれが画面上の古い記録の確認の仕方や実際に補正入力するコードを自分で処理したりすることによって初めて記録の細かな見方などが再認識できると思います。実際課の中で特定処理ができる人数が限られているのでなかなか全員がというわけにはいかないと思いますが・・・。	被保険者に対して本当に失礼で申し訳ないことと認識しています。実際に記録問題と騒がれるまで知りませんでした。	訂正が必要な事例が出た際確認作業をていねいに行い、被保険者に安心していただけるように早急に対応してきたと思います。
6559	地方庁	その他(社会保険事務局)		・引き続き、丁寧な確認作業により未統合記録・不明記録の解消を図る。 ・未統合となりやすかった例などを分かりやすく取り上げ、積極的な周知広報活動を行う。 ・市町村などとの連携を強化し、様々な機会・情報を活用して、解消に努める。 ・お客さまの視点・立場に立ち、その不安と不信を払拭できるよう、丁寧かつ適切、迅速な対応を心がける。	・国民の皆様の大切な記録を管理しているという自覚に欠け、管理のあり方と未統合記録の残存に対する意識が希薄だったことから生じた問題。記録管理が適切に行われず、未統合の記録が安易に残され、また人為的ミスに対するチェック機能等が不十分だったことから消えた年金記録が生じた。制度に対する不安不信を生じさせてしまった問題。 ・「宙に浮いた記録5000万件」の報道がなされた時期。	・お客さまの不安を取り除き、信頼を回復できるよう、ひとつひとつ丁寧に対応した。 ・相談においては、お客さま目線での分かりやすさを意識し、懇切な説明を心がけた。 ・これまでの経験を駆使して記録調査等に力を尽くした。 ・大切な年金記録を保管・管理しているという自覚と責任感が不足していた。 ・そのため記録管理の手法への問題意識が薄かった。 ・予想され得た人為的ミスなどを防ぐためのチェック体制の構築に不備があった。 ・申請主義・裁定主義に寄りかかり、未統合記録の解消などについて積極的な対応を怠った。
6560	地方庁	その他(社会保険事務所)				
6561	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号導入後、回答書を提出したにもかかわらず、手番統合されていない等、年金記録が統合されていないケースが多く見られ、いつどのようにして、本人記録が統合されるのか、年金受給時に統合されるが、果たしてそれでいいものなのか疑問に思っていた。	年金相談その他窓口来所者で、年金手帳などで手番が確認できたものはその都度、届出、統合処理をする。電話等での照会は統合のため来所いただく旨説明又は、重複取消届を送付する等して対応していた。年金記録問題が出てからの全ての作業がそれ以前になぜできなかったのかどうか。問題が発生した時は、その問題点を共有し、早期解決に向けて一丸となって努力しなくてはいけないと思いました。
6562	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	事業所整理記号と本人記録の運動を正確に行うべきと考えます。 現在使われていない記号や、重複して使われている記号など本人が記録を受け取ったときにわかりにくい記載内容で通知を行っているため。 WMの届書コードに「080」という被保険者名簿の原簿が見られるものがありますが、本人記録特定する際の検索条件の幅を(例えば氏名検索)増やしていただきたいと考えます。	私は以前、厚生年金の加入記録を調べる部署に在籍していたことがありますが、当時は各事務所に紙の台帳が残っておりその記録を一冊づつ調査していた記憶がございます。当時からオンラインシステムに移行した際の反映情報につきまして、きちんとした整理がされていないまま付け足しのような処理が続き、今日のような状況が生じてしまったのではと考えられます。	確かに問題意識としては常に感じていた部分はあったと思いますが、私たちが仕事上使用しているWMのシステムの問題とも考えていたので対応の仕様がありませんでした。 反省点としては年金の番号は一人ひとつ、という認識を対応させていただいたお客様に持っていただいたかどうか確実に伝えていなかったのではと考えられる事です。
6563	地方庁	その他(社会保険事務所)		被保険者・受給者の方々にはおわびのうえ、時間がかかっても丁寧に、地道に片付けていくしかないと思う。 特別便から生じた調査依頼等目途がたたないうちに、余計なもの(定期便)を送らない方が良い。被保険者のみならず、社保の現場も混乱するため、仕事が雑になりかねない。	マスコミの報道から「宙に浮いた記録」が何万件もあると知った。	
6564	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に無し		最初は、基礎年金番号導入時に、他の年金手番等があるにもかかわらず、申し出せず放置したため、基礎年金番号へ統合されなかった記録についてのみだと認識していました。 その後、平成19年の秋ころ(消えた年金等、マスコミ等で取り上げられるようになってから)統合帳等で記録があるにもかかわらずWMに記録が載っていないものがあると知りました。	年金特別便等で照会があったものについては、払い出し簿、マイクロ画面等を確認し記録に結びつくよう探しました。 WMの導入時にしっかりチェックが行なわれていたか疑問に思います。
6565	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	年金記録問題に関する調査の人員を増やし、お客様にすみやかに回答するよう努める	過去のずさんな記録の管理が一度に判明したことにより大きな混乱が生じた	受給者の再裁定が必要な方が大変多く、初期の頃は支払いに時間がかかったこと。
6566	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	年金記録問題を担当する人員を増員し、短期集中で取り組むべき。	早急に解決すべき問題。 この問題を知ったのは、年金記録問題として取り上げられた時です。	各種届書や処理票等を迅速、正確に処理しました。 各種処理時の入力ミス、その後のチェックや突合の不徹底。
6567	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	全職員で自分自身の問題として、地道に取り組んでいく。早期に解決できる問題ではないと思う。	基礎年金番号に統合された頃、照会の回答を出さない人、未着の人等、どのようにして統合するのかと思ってました。	年金手帳に別番号あれば、統合をする。新規の番号は出さないようにする等心がけました。早い時期に基礎年金番号ができていればと思います。
6568	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	一刻も早く未開封のカセット記録などすべての記録をWM上で確認できるようにする。	制度の周知不足などにより一人でいくつも手帳番号を持っていたり、本人が違う生年月日、氏名を使っていたりしたことや、社会保険庁としての記録管理の問題等いろいろなことが絡んでおこった問題であるが、WM上に未収録の記録があるとは知らなかったので、基礎年金番号と統合されていない記録であっても、本人の申立てにより判明するものと認識していた。 今回の年金記録問題により未収録の記録があることを知った。	ご本人が思い出せない部分についてはいろいろ参考になりそうな話をするなどして記録の統合につながるような対応を心がけた。 諸事情はあったと思うが、すべての記録が収録されていない状態で記録調査が始まったため、最初は見つからなかった記録が再度の照会申立てにより見つかることがあり同じ記録の確認に必要以上に時間を要することとなった。
6569	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	わかりません。	年金事務に精通した職員をすべて公務員に戻し、記録確認に全力を尽くす。(国家業務である。)	大変な問題と認識。平成18年6月くらい。	対応は普段どおり。早急な処理を求められ、急いで特別便や定期便を実施したため、苦情が増えた。きちんと記録を整備した上で送付していれば問題なかったと思われる。
6570	地方庁	その他(社会保険事務所)		とにかく、保有している記録を整備すること。	対象となる整理業務が、あまりに膨大すぎて、手をつけることができずに年数のみが経過してしまったのではないかと今からは考えています。 全体で5000万件と話が出て、初めて規模を知りました。 採用になってすぐに、年金番号の重複取り消し届けを処理し、複数の手帳番号を持ってしまう人が多いのは知っていました。	当時は資格取得時に、本人や事業主が新規の加入だと届出を提出してくれば、それを信じるしかない。当時は今のようにコンピューターなど無いのだから、そのとおりに新規の番号を払い出さざるをえなかった。 本人や事業主に対する周知が不足していたと思う。 また、本人に過去の加入歴や納付歴を交付しなかったため、事業主がどんな届出をしてあるのか、自分の状況を把握できずに年月が経ってしまっていた。
6571	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	1件1件、丁寧に調査をおこない、わかりやすい言葉で丁寧にお客様に回答をしていくしかないと思います。	国民年金の未納問題からはじまり、19年にはお客様が大勢来所されました。当時年金相談室で、直接お客様の声を聞き、問題の大きさを痛感いたしました。それ以前は、適用課、相談室などの経験がなく、特に問題として意識はしていませんでした。	直接お客様の声を聞き、丁寧でわかりやすい説明を心がけていました。1日の相談件数は限られていましたが、納得いただいたと思います。 反省は、問題が次々と起こったことです。 消えた年金記録から、眠っていた旧台帳。記録がオンラインに入ると、記録の確認もやりやすくなったのですが、その時期が遅すぎたと思います。
6572	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			記録調査担当のころ。2002年。 統合・連絡不能が多く作業できず。	一億総懺悔でなく、システム変更時の上層部の責任。
6573	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし		年金は、将来、老後の生活を支える生活給であり、生涯、保障される非常に重要な問題であり、その財源となる、保険料の収納における年金記録が適正なものでなくてはならない。しかし、電算化なる以前は手書きの台帳等で管理され、名前のふりがなもつけられておらず、手書きのため字体に癖があり記録が非常に判読しずらいものもあった。 昭和62年頃。	もっと早い時期に、記録等の整理、確認を行い、正しいデーターを管理すべきであったと思う。
6574	地方庁	その他(社会保険事務局)	紙台帳時代の、手書き文字は後日人が見るという事態を想定していないかの如く、古文書に近い書体もある。名前の読み違いの原因はここにあるのではないかと思われる。 事業所の屋号と登記簿の違い、本人の記憶と事業所名の相違から発生した職歴検索の手詰まり状態	当時、紙台帳時代のOB・OGの活用。ならびに古文書を読解できる人材の登用。	問題があったとはいえ、ようやく国民の関心が年金に向いたという、些少の安堵感。同時にようやくにして年金制度の利点に気づいてもらえたかという、無力感。 健保適用課時代に、厚生年金の新規取得ということで、資格取得届が提出されてきても、同姓同名の方の記録があったとき。	当人の職歴を聞くと期間的には、同一人物の可能性が高かったが、「保険証が早くほしい」という申出に折れてしまい、新規付番せざるを得なかったとき。将来、年金請求時に全ての記録が繋がるのかと不安を感じていた。 職歴については、かなりヒントを出したつもりであったが、前述の「保険証が早くほしい」という申出にはあがなえなかった。 紙の保険証時代は、名前や生年月日に誤りがあっても、当人が自分で訂正可能であった。同時に訂正の届出の重要性を公示できなかった点。
6575	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。		大変重大な問題であるとの認識をしている。 平成9年1月1日の基礎年金番号導入に伴い、当時からこのような問題が起こりうることは考えられたと思う。	窓口での問い合わせに対し複数の手帳保持している方には、記録統合を進めたり、調査の申し出をするよう進めた。 反省点としては、いまだに未提出者が多数存在すると考えられること。 こちら側の回答が遅延していること。
6576	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		このような社会問題になることまでは想像していませんでしたが、相当以前から基礎年金番号に収録されていない厚生年金手帳番号があるのは認識していました。(他の職員と同じレベルだと思います。)ただ、カセット表示のままの記録は年金請求時点でも確認が取れないため、照合作業は難航するのではと感じていました。	特に危機感を持っての対応は行えませんでした。旧台帳の収録方法には問題があったとは思いますが、今現在もカセット表示のままの記録を、地方庁からの照会がなくとも早急にオープンすること。そして照合を行うことが重要だと思います。
6577	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	記録の収録誤りについては、莫大な件数ですが、再度確認する以外に方法はないと思います。	戦前からの莫大な記録を管理している以上、誤りも見つかるのは、仕方ないと思っていました。	もう少し早い時期に全件データを確認・収録していたら、ここまで大きな問題にならなかったのでは？と思います。 今はお客様が正しい記録で受給できるように私達職員は確認処理するだけです。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6578	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません	現在、年金特別便を全員に送付し、皆様より回答票をいただき一人ずつ調査しているわけですが、記録の有無にかかわらずすべての回答を終えた時点で解決とみなしてよいのでしょうか。 申し訳ありませんが、妙案がうかびません。	基礎年金番号が導入された平成9年時に厚生年金の適用の係に在籍していましたが、資格取得届を処理する際、事業所へ年金手帳の有無を確認するも年金をかけたことがないとの回答により、疑重複処理をし、事業所を通じて本人へ照会するも長期間回答を得られず、新番を払い出すことが多々あり基礎年金番号化の意味があまり無いとの認識がありました。 ただ、どのくらいの規模の件数なのか、また重大な問題なのかなどはマスコミ報道により知りました。	窓口業務においては被保険者本人、事業所担当者に届出等協力願うよう周知しておりました。 反省点については、年金特別便をはじめる準備期間が短いので対応が後手に廻って苦慮しています。
6579	地方庁	その他(社会保険事務局)	ないです。	現在行っている、ねんきん特別便等にて確認をしていき、回答がない方に対しても個人対応にて解決していくべきだと思います。	平成13年に年金給付課に配属された当時、審査をしている際に統合されていない記録があることは、認識しておりました。しかし、全国的なもので、かつ約5000万件などとこれほど多い件数があるとはわからず、このような大きな問題になるとは思っていませんでした。	その当時は、請求書の提出があった際に本人確認をしていました。問題意識を持って対処していくべきだったと思います。
6580	地方庁	社会保険事務所課長級以上	・めんどくさいのでそのままでよいという、受給者の方がたくさんいました。 ・判明した記録を追加すると、逆に年金額が減額する場合があり、対応に苦慮することがありました。	・信頼回復に向けて、懇切丁寧な対応をして行きたいと考え、ひとりひとりが、意識もってすればよいとおもいます。	・平成19年春頃よりマスコミでいわれるまで認識していませんでした。	・お客様と接するときは、懇切丁寧を常に意識していました。 ・想像するより件数が多すぎてお客様(受給者)のみなさんに、再計算などに時間がかかってしまったことがあげられます。
6581	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録がわかったことにより、年金額が必ずしも増えるわけでもなく、 また、年金記録が判明したことにより、年金額が増えたとしても、 収入が増えたとして、公営住宅の家賃が急に跳ね上がり、 年金が増えた分く家賃が高くなった分 となり、結果的に本人には不利益になるケースも出てきている。 (家族の健康保険の扶養に入れなくなった、というケースもあるかと思います)	年金問題だけでなく、健康保険法や、各自治体の政令も関わってくる問題かと思います。 また、法律としては正しい記録で正しい年金額を支払ったことになるので、 本人の負担増も当然といえば当然ですが、 受給者本人からして見れば不利益になったと感じるかと思います。 (また遡っての請求も行く場合もあるので、突然の請求になり、受給者が困惑してしまうケースもあります)	今回の年金問題が発生する以前に、年金請求のお手続きをされたお客様に記録の誤収録されていた方がいたので、 年金記録の電算化に対して、正確なものかという不安はありました。	今回騒がれている消えた年金といわれている問題に関しては年金制度はコンピュータが普及する以前から制度があり、 また、若いうちは年金制度に対して無関心な方も多く、年金手帳を転職するたびに発行しては紛失し、それを繰り返している方もいます。 (本人が知らないところで事業所側が手続きをしてしまうケースもありますので誰に非がある、という話ではありませんが) 当時の紙台帳だった時代に国民一人ひとりの記録を完璧に把握するということは現実問題不可能だったかとは思います。 その為にも年金請求時にご本人に確認をしますが、中には明らかにご本人記録だろうと思われても、 ご本人に記憶がないと言われてしまえば記録を勝手に収録することは出来ませんので、 そのままになってしまっているケースも数多く、今回の消えた年金の中に含まれているかと思います。 しかし年金記録の収録誤りの問題に関しては、電算化をする時の収録の仕方がずさんだった部分も勿論あるかと思います。
6582	地方庁	その他(社会保険事務所)		死亡者等の記録も含まれているため100%の解決は困難であると思われます。 定期便・特別便により解決に向け努力するしかないと思われます。	平成15年頃期間照会事務担当の時、WM上の記録のなかで氏名・生年月日が漏れているものや払出簿の氏名・生年月日と相違しているものには気付いていたが、オンライン化時の入力ミスである程度と認識していました。	旧台帳での確認・他庁照会・本人への電話確認により対応。当時できる限りの調査をしていたため特に反省すべき点はありません。
6583	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		オンライン上の記録で基礎年金番号に未統合の記録があり、給付されるべき年金について給付されていない方がいる。ということが問題であると認識しています。 未統合の記録があることについては、国民年金の業務をしていた平成15年頃知りましたが、その件数が約5千万件あることや、旧台帳の中にコンピュータに収録されていない記録があることについて知ったのは、ここ2、3年のことと記憶しています。	年金記録問題が取りざたされ、年金特別便を送付してからは、窓口での対応の際お客様が納得できるよう、また未統合の記録を結びつけるよう、丁寧に対応することを心がけました。 この問題についてはやはり基礎年金番号の制度ができたときに、もっと記録の統合の作業を徹底し、未統合の記録がないようにすべきであったと思います。
6584	地方庁	その他(社会保険事務局)				問題を解決するため、自分のできることに一生懸命に取り組むこと。被保険者、受給者の方たちからいただいた意見等については、真摯に受け止め、少しでも解決に向かうよう努力する。
6585	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	資格記録照会および記録整備業務に、迅速な対応をとるとともに、引き続き被保険者台帳(名簿)とオンライン記録との確認作業が必要と思われます。	年金記録問題の存在は、一連の報道により認識するに至りました。 お客様の大切な年金記録に、ご心配とご迷惑をおかけしていることを、窓口や電話応対をさせていただいてるなかで、痛切に感じております。 当時の被保険者台帳には、現在は収録されているところの、氏名のふりがなや現住所などの記載がなく、結果として収録すべき項目が網羅されていなかったのではないかと思います。	ねんきん特別便(定期便)など、ご相談をお受けするなかで、お客様からのご照会やお申出を傾聴し、迅速な対応を心がけました。 年金制度は、社会保障制度の根幹をなすものであり、お客様からの信頼をいただけるからこそ成り立つものと考え、誠心誠意取り組みました。 また、反省点として、ねんきん特別便での年金記録をお客様に御確認いただく方策やシステムでの名寄せ処理が、もっと早く行われているべきであったと思います。
6586	地方庁	その他(社会保険事務所)				
6587	地方庁	その他(社会保険事務所)		もっと人を増やして行う。	昔の管理の問題。 平成19年の末頃。	詳しくわからなかったので、言われた事を行いました。 しっかりと管理していなかったことです。
6588	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	紙台帳とオンライン記録との突合せを行うことと、高齢者の方や住所がわからなく確認のとれない方への対応として全国の市町村の協力を受け、かならず確認をしていただける体制や記録の通知の適切な方法をとることが必要ではと考えます。	基礎年金番号導入後、じょじょに記録統合を進めているがかなりの数の記録がまだ統合できていないということは理解していたがどのくらいの数というのは報道で初めて知りました。	窓口対応時など記録を確認する際に(厚生年金と国民年金とを繰り返しているケースや結婚されて氏名が変更されているケースなどは特に)もれがないかを確認してもらうことを心がけていました。 反省点は紙台帳からオンラインデータへの移し変えやデータ管理が適切に行われなかったこと
6589	地方庁	その他(社会保険事務所)			国民年金について、検認票から紙台帳へ転記の際、もれのないようにと処理をしてきましたが、こんなに多くの記録漏れがあるとは思いもしませんでした。 5000万件記録問題が、出てはじめて知りました。	国民年金について、紙台帳の当時は、市町村との台帳照合を少なくとも年1回はしてきたと思っています。
6590	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			10数年前、お客様からの年金相談に対応した際、社会保険庁で管理していた国民年金の記録には納付記録が無かったが、市町村の記録には納付記録が残っていたことがあったが、このようなことはごく稀な例であり大部分は誤りや漏れが無いものと信じていた。 ところが、国民年金だけでなく、厚生年金の旧台帳の未収録記録が1400万件以上もあること等を知り、記録管理に大きな問題があることを知った。 年金制度施行当時,現在のようなコンピュータがあるわけでなく、手作業による記録管理が行われており、人的ミスなどもあったと思うし、加入者も制度を知らず、就職の都度、年金手帳の交付を受け、統合されない記録が大量にあったと思う。	反省点として、 市町村と社会保険庁で管理していた国民年金の記録が不整合になっていたにもかかわらず、互いの記録を突き合わせる作業を実施していなかったこと。 また、紙台帳の記録を機械に収録する際においても、十分な確認作業をしなかったこと。 年金手帳を複数所有していた加入者に対して、統合するよう強くすすめてこなかった。(年金請求時に記録の統合をすればよいと問題を先送りにしたことが、統合されない記録を多く生み出した思う) 年金制度について、加入者に対する効果的な広報が不足していたこと。 (加入者に個々に対する広報・お知らせはされてこなかった。)
6591	地方庁	その他(社会保険事務所)			問題が大きくメディアでとりあげられるようになった平成19年頃には細かい内容まで知りました。 自分自身が平成19年より勤務することになり、実態を知った所、日本中が揺れ動く大問題であると認識しました。	自分自身ができる事はどんなに小さい事であっても、力を合わせて積み重ねる事で、問題一件に対し、少しでも解決の手助けになれる。 又、「一生懸命に一つ一つ解決していこうとしている職員が同じ方向性でやるしかない」と、日々そういう心構えで対応してきました。 反省点は「当たり前のことをきっちり自覚をもって仕事をする」 これに限るのではないでしょうか。 あと、事務所レベルの細かいところまでいろいろな事が行き届いていない様に感じます。
6592	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	世間一般に知られていない問題は知らない。	何をもって解決とするのか。 今ある限りの紙台帳・マイクロ記録等とオンライン記録との突合し、1件残らず不整合を修正することが記録問題の解決といえるかどうか。 突合・修正は必要だが、自分の記録がないと主張する方の解決は言うようにしてあげなければ解決しないのでは・・・	平成元年頃には、厚生年金において、ひとりが複数の年金手帳番号を所有しているケースは多くあると思っていた。(事情はいろいろだが) オンライン上の記録はしっかりしているものと思っていたので、最終的(年金請求時)には統合も含めた記録整理ができるものと思っていた。	厚生年金の資格取得届においては、年齢から見て年金制度の加入がまったく初めてとは考えにくい方について、新規取得として提出されるケースが結構あった。届出者の事業所に確認しても、それが初めてだというと、事業所との信頼関係からも新規取得として処理をしてきた。今となっては結果として同一人に複数の番号を払い出したケースも相当にあると思っている。
6593	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		喫緊に解決し、お支払いすべき問題と認識していました。 問題の存在が発覚した後入所したため、最初から知っていました。	受け付けた再裁定を速やかに進達するべく、対応いたしました。 旧法などの再裁定にかかってしまう時間を丁寧にご説明させていただいたつもりですが、もっとご理解をいただけるように工夫できたのでは、という点が挙げられます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6594	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思い当たることはございません。	引き続き郵便等にて、被保険者等お知らせを送付するとともに、各種メディアなどにて、あらためて広報などをしてみてはどうでしょうか。 また、回答を頂かないと問題解決にはならないので、いかに国民の皆様からご理解ご協力をいただけるようなことを考えなければならないと考えます。	誰の年金記録か分からない年金記録問題は、国民の皆様一人一人の大切な記録、今まで積み上げられてきた記録により年金額が決定されますので年金制度の根幹にかかわる問題だと思います。 年金記録問題の存在を知ったのは、正直各種マスメディアが報じ始めたあたりではなかったと思います。	一連の年記録問題報道により、お客様が連日窓口に来所されておりましたので、一件、一件大切にお話を伺いまして、なるべくご納得いただけるようにご説明させていただいたつもりです。 反省点は、現場でお客様対応しておりますので、対応についての反省点等は、ある程度はありますが、年金記録問題に対しての個人的な反省点につきましては、今のところ思い当たりません。
6595	地方庁	その他(社会保険事務局)		申し訳ありませんが、わかりません。	申し訳ありませんが、わかりません。	申し訳ありませんが、わかりません。
6596	本庁	その他(本庁)	なし	国民の意見を反映しつつ提供するサービスの質の向上および業務運営における公平性透明性の確保に努めて公的年金等の業務の推進を推進を図る。	平成20年度ごろ。	公的年金という社会保険制度の重要なことであり国民が大きなを期待を寄せ続けるものであることを再確認しました。 正確な記録の管理は年金制度の根幹をなすことの意識が欠けていたこと。
6597	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	記録がすべてカセット収録されている等、整備がすすんでいれば、もっと処理がスムーズにいくケースも多いと思います。 「事業所名称検索」(020－110)で事業所が出てこないケースが多く、システムをもっと精密なものにすれば、判明もしやすいのではと思います。	知ったのは、平成19年の12月頃マスコミからだったと思います。基礎年金番号に統合されていない記録が大量に、そのままになって残っている問題と認識していました。	できる限り正確に、早く多くの記録を本人の記録に統合できるように対応しました。 最初に年金制度をつくるときに、一人ひとつの番号しか持たないようにし、また、年金制度について学校の授業で取り入れる等、国民に正しい知識をつけさせることも必要だったのでは、と思います。
6598	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	人員を増やして対応をする以外ないと思う。記録の確認については、きちんと確認しなければ、誤った記録を他人に統合してしまうことも考えるため、省力化は危険だと認識する。	基礎年金番号制度が始まってから、記録問題に至るまで、積極的に手番の統合を行わなかったことと、国民への周知が徹底されていなかったことが、今の現状に至っていると認識している。また、組織として緊急的な課題として認識がなかったことも問題であったと考えている。記録問題については、平成17年に年金給付課に配属となって初めて認識した。	できるだけたくさんのお客様の相談に応じ、一件一件手番の確認をし、記録の統合につとめた。 もう少し早く、記録問題の解決に向けて積極的に処理を進めるべきであったと思う。
6599	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	未統合の年金番号を個人特定することが困難なことから、現状の定期便、特別便のなかで対応を継続的に進める。 厚生年金手番については、その事業所にて基礎年金番号として所在が判明している方から、未統合者(同僚の方)の所在を聴取し本人特定を進める。 国民年金手番については、市区町村等の協力を得て転居先を追跡し、本人特定を進める。	未統合の手番については、採用(平成1年)後健保厚年適用業務の中で一人で何冊も手帳を持っているなと感じた。 記録問題等については、父が年金の請求時に期間が抜けており確認したところ、オンライン収録時の読み仮名がかけ離れていた状態だった。	複数手帳を持っている方については、当時取得届を処理する段階で氏名索引し事業所へ確認等していた。 紙台帳からの切り替え時の入力チェックが煩雑であり、個人特定を困難にしたと思える。 厚年、国年とも紙台帳の保管を徹底しておくべきだったと思える。
6600	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	入念調査やフォローアップに携わっていますが、現時点で残っているものは、本人が詳細不明だったり、文書等を出しても反応がない方ばかりです。経費等かなりかかっているはずです。 方策は取る必要はないと思います。	ほとんどのケースが他手番登録の関係です。マスコミ等すべてが社会保険の管理が原因と言われてますが、年金番号に対する本人や会社担当者の認識の低さや広報の不足が原因です。責任も感じませんし重要な問題として意識していません。(建前上、謝罪し記録問題の解決にむけ頑張ってますが)	年金相談業務も携わっていますが、お客様には、他手番登録の件では、経過を説明して、このような問題になったかを説明するようにしています。 社会保険側が反省すべき点は、広報の不足だったと思います。
6601	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知りません。	◎経験者の人員確保と動員 ・各年代からバランスよく人員を配置する。 ・現時点では、謝金やアルバイト等の人員と多数動員しているが、経験や知識が乏しいため、今後、経験者の人員を増加すべきだと思います。	自身が入庁した平成13年から平成17,18年とテレビ等で報道されるようになるまでは、社会保険庁では、記録等を含め、きちんと管理できてると思っていましたので、記録問題について、報道等されるまでまったく知らなかった。 年金記録問題は、主に過去からのずさんな管理によるものであるが、そのようになった原因は、社会保険という組織であり、そこで働いている一人一人の意識だと思います。よって、公務員として国民に奉仕する精神をあらためて自覚し、国民の気持ちを考え、早期に解決すべき問題だと認識しています。	①窓口等でお預かりした書類や届等は一つ一つ大切に管理し、早期処理に努め、滞留させない。また、常に整理整頓に心がけている。 ②国民の立場に立って、接客や電話応対に心がけた。 ③今回の問題を前向きにとらえて、二度とこのようなことにならないように国民の奉仕のためという原点に立ち返り、仕事をしている。 反省 ①国民からお預かりしたものという認識の甘さ。 ②公務員、行政としての自覚の無さ。 ③このような問題になる前に対応できなかった組織全体の怠慢。
6602	地方庁	その他(社会保険事務所)				
6603	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金課で20歳適用を担当しています。 誕生日月の前月に勧奨用紙を送付していますが資格取得の手続きをされない方が半数を超えます。 一例として挙げましたが、他の事象にも言えることで申出制をとっていることを知らない方が多数	広報及び周知徹底が必要であると考えます。	受給時までに年金記録を整備すればいいという考え方に疑問を抱きました。	未統合記録や手帳番号があればその事実に気づいたときにすぐに手続きしていただくことをご案内しています。
6604	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	一件一件、時間をかけて昔の記録を捜していくしかないと思います。 社会保険業務センター保管のカセットを照会しなくてもスムーズに開けるようにしていただきたい。	昭和60年代に、健康保険・厚生年金保険の適用、給付の仕事に携わるようになりましたが、複数の年金手帳を保管している被保険者が多くいました。	複数の年金手帳をもっている被保険者に対して一本にするよう指導しました。基礎年金番号の導入をもっと早く進めるべきと思っていました。
6605	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成9年に基礎年金番号が導入されたが、手番収録がなかなか進まない状況だったり、社保のデータでは(国民年金)住所が収録されていない手番の状態で、市町村の台帳で当時の住所を確認したりしていたときでも、市町村の台帳を廃棄してもよいと通知がでたりして、結局廃棄してしまった市町村もあり、やっぱりあのときの判断は間違っていたのかなと思います。 基本的に、本人が申し出なければ、始まらないというのが、いままでの考え方だったので、そのとらえかたからして、問題だと思います。	まず、せめて基礎年金番号導入時にもっと手番の統合を積極的に進めるべきだったと思います。
6606	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	年金記録については不安をあおるようなマスコミ報道などがされていますが、大多数の方についてご心配の必要がない安全な制度であることを積極的に広報する必要があると考えます。	基礎年金番号へ登録されていない年金番号の登録処理を計画的に行なう必要があるのではと考えていました。	年金相談窓口でお客様と対応した時などは統合されていない番号がないか資格記録が重複していないかなど年金記録の整備を心がけています。 反省点は基礎年金番号が設けられてから現在までの間に年金番号の登録処理など記録整備が組織としてより積極的に行なわれなかったことだと考えます。
6607	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	完全に解決することは不可能なので、現在やっている作業を終わらせたら見切りをつけたほうが良いと思います。予算を今後の制度改正など、未来のことに当てて欲しいと言う声を聞いた為。	統合がされていないだけで、消えた年金という意識はありませんでした。記録が別番号で管理されている場合は、期間照会の手続きをすることもでき、裁定請求時にはもれがないかの確認も行っていた為。存在を知ったのは、マスコミで騒がれてからです。	コンピューターへの移行が不十分であったことが原因。応対は得別便を処理する事(質問の意味が良くわかりません)
6608	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じていません。		統合していない手番が多数あるとは思っていましたが、5000万件あることに驚きました。最重要課題で取り組まなければと思いました。 平成19年頃	相談室に在籍していたので、少しでも来訪者に漏れがないか、確認を強化しました。 問題を解決するにあったって、それなりの準備も体制も整ってなかったため混乱してしまった。
6609	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題が騒がれたとき 業務センターにオンライン上に載ってない記録がコンナにあったことを知らなかった。 また、生年月日をまるめて入力したことも知らなかった。	もっと、地方も本庁も透明な風通しのよい職場にしてほしかった。
6610	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	未統合記録がまだあるので、名寄せの範囲をより広げて本人記録がどうかの確認作業を行っていくしかないと思います。	年金記録問題は国民の信頼を失うこととなり、また、記録漏れがあることで年金額に影響を与え、生活に直接関わってくることから、たいへん重大な問題であると認識しています。 年金記録問題の存在を知ったのは、この問題が発覚したときからになります。	窓口、電話対応を積極的に行い、年金記録問題を最優先に考えて、業務を行いました。また、年金記録問題に関わる業務に対する知識の習得に努めました。 紙台帳の誤字、脱字、紙台帳からオンラインへ収録したときの収録もれや入力誤りが多く、記録を探すのが困難になってしまっており、1つ1つの業務の正確性が欠けていたことが反省すべき点だと思います。
6611	地方庁	その他(社会保険事務所)		。	国民の信頼で成り立っている社会保険制度を根本から不安にしてしまう問題である。問題の存在を知ったのは平成19年頃。	不安を抱える方の相談に丁寧に対応するように心がけました。平成9年の基礎年金番号実施時においてもっと記録の統合、調査をしておくべきであったと思います。一つ一つにたいして丁寧に確認作業をするしかないと思います。
6612	地方庁	その他(社会保険事務所)		ご自身の記録訂正等についてお待ちいただいておられる方に対して、いち早く解決することも大事ですが、時間をかけてなければ解決できない方もおられるので、一人ひとりの記録に対して、職員全員が真剣に取り組んでいく以外にないと考えます。	年金記録問題を知ったのは、この問題が大きく報じられてから知りました。国民全員の問題として大きく報じられ、私自身としては、当所困惑して大変な問題と思いましたが、今まで知らなかった昔の年金制度について、改めて深く知ることができた問題であったことは事実です。	一人の被保険者に対して、基礎年金番号導入前に国民年金手帳番号・厚生年金手帳番号など沢山の番号を払い出していたことが問題の一因であると思われます。ただ、現在でも、外国人については本人の名前の読み方と各市町村役場に登録されている読み方(カタカナの振り仮名)、社会保険庁で登録される読み方の相違等によって新規の番号を払い出しているという現状もあります。外国人に限って言えば、日本には毎年多くの外国人が入国し、日本国内での就労者も毎年増加の一途をたどっています。今回の年金問題で多くの方が複数の手帳番号を保持していた経緯、基礎年金番号への登録が多く見られた経緯を反省点として踏まえると、同じことが繰り返されないためにも、基礎年金番号についても、今一度再考していかないといけない、現場で気
6613	地方庁	社会保険事務所課長級以上			年金相談窓口担当の時、旧台帳記録が、カセット記録のままWM画面で確認できなかった。	1日も早く、すべてのデータがWMで確認できるようにしてほしかった。
6614	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	年金記録の確認で来所されたお客様以外にも、年金記録の確認をされたかどうかを確認してみるなど、日々の業務の中でも、年金記録の問題を念頭において、お客様に正しい年金記録を提供できるように一人一人が努力する	働きはじめたときから、年金請求で来所したお客様は、氏名索引を行い、手番状態の記録の確認は常に行っていたため、すべての年金記録が一本化されていないという問題が、当たり前のように感じてしまっていた。そのため、世間で騒がれるようになってから、事の重大さを知った状	少しでもお客様の記憶を引き出し、ご本人のものと確認できるよう努力はしてきたつもりではある。基礎年金番号制度が導入された時など、一本化する努力がもう少し必要だったのではないかと思う。
6615	地方庁	その他(社会保険事務所)				
6616	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		社会保険庁の信頼回復に向けた最重要課題と認識していました。マスコミで大きく取り上げられるようになって、問題の存在を知りました。	お客様を第一に考え、電話や窓口対応を丁寧に心がけました。特別便や定期便の回答が大幅に遅れてしまったことが庁全体としての反省点と思います。
6617	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金記録問題の解決に向けては、いずれにしても確認が必要となるため、 ねんきん定期便の継続、ねんきん特別便の回答が無い者への訪問調査等で本人に確認をしてもらう。	基礎年金番号に統合されていない手番が多々ある事については、適用業務の担当であった時に感じていた。 しかし、年金受給手続き時(請求時)や裁定を行う際に、記録を統合していくので大丈夫であろうと思っていた。	適用入力処理の際に、名前の訓読みや間違い易い漢字までは検索はしていなかったが、簡単な範囲での他の手番や基礎年金番号がないかを探すことにより対応していた。 ただし、あくまで簡単な範囲での検索であったこと。年金受給手続き時に本人より確認できるであろうという積極的ではない後手にまわるような対応や意識であった点が反省される。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6618	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金保険料徴収実施時期が昭和36年4月1日以降であることなどです。	全員で力を合わせて、記録問題にあたるべきだと思います。	年金の給付につながる問題だと考えていました。 新聞報道等により知りました。	ご本人様に記録を見て頂き、漏れがないですかと、職歴の確認を促しました。 年金の給付につながる問題ですので、できるだけ早い回答が必要だと思います。
6619	地方庁	その他(社会保険事務所)	滞納している事業主がそのまま年金受給権を得て年金を受給している点。 保険料を払う気がないにもかかわらず、高齢任意加入するなど、悪質なものに対する対応が甘いと思います。	システムの改善です。 手管理に頼るところが多すぎるため、調査に時間がかかりすぎることが問題だと思います。 また、080の検索が、経験と知識に頼るところもアナログ的です。 誤って記号が収録されていたりすると、経験則が足りない職員では 調査が詰まり、ともすれば誤った回答をしかねません。 期間調査について、現在のシステム上で遂行するのであれば、限界がかなり多いため、他県分の調査は、該当する県で調査する方が正確です。その県での地理的・歴史的な知識も必要とされる業務のため、以前のように他庁照会を復活させるべきだと思います。 70歳以上被用者該当各種届出について、システムの改善を望みます。あとあと問題になりかねません。	問題の存在については、世間的に騒がれ始めたときに知りました。 問題の認識については、 例えば遡及処理について、とにかく添付書類等により確認するという対応が甘かったと実感します。 また、現在においても社会保険労務士の確認だけで添付書類を省略する傾向は、非常に危ういと現場ながらに居て実感しています。労務士であれ一般の事業所であれ、取得・喪失についても、何がしかの確認書類を求めていくという姿勢は必要です。 特に随時改定については、難解な解釈を含むことが多いため、マニュアル等で備考欄の記載もれや、給与の締め支払日の記載がないものについては不備とするなど、対応を全国統一で行う姿勢が必要かと思います。	(厚生年金の適用課員として気がついた点ですが) 事業所や労務士から確認調査を行った事項については、いつ、誰に確認を行ったかなどの事跡追記を徹底しました。 また、届出書内の訂正について、訂正印を求めるなど対応しています。 人によっては、「公的な文書を保管している」という姿勢が足りない方もいます。 いまだに資格喪失年月日を退職日(死亡日)と記載する事業所が多い中、喪失年月日と併記する形で退職日(死亡日)の記載も必要かと思います。
6620	本庁	その他(本庁)	特にありません。		適用課に所属していたときに、年金相談で来訪されたお客様の資格記録の調査の依頼をされたときに、件数が多いとは感じていた(平成11年頃)	できる限り時間をかけてお客様の話を聴き、調査のための情報を聞き取るようにした。 現時点から考えると、組織としてどのような対応ができるのかという視点が欠けていたと思う。
6621	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	現在保管してある名簿とWMの記録をすべて突合して、確認する。	老後の生活には必ず必要なもので、大変な問題だと思いました。報道等で騒がれるようになって、知りました。	まだ自分の記録がわかってないお客さまがきた場合は、ご本人の記録が見つかるように努力しようと思いました。 名簿等の記録をWMに収録する際に、名前や生年月日、年金番号等の確認・点検作業が不十分だったのはないかと思われます。
6622	地方庁	その他(社会保険事務所)	旧台帳記録(カセット未開放記録)として機械に登録されていないもの	確認できる旧台帳そのものをシステム(pdf等)で確認できるようにする 目で見てわかるものであれば確認できた段階ですぐに記録登録処理可能	データ登録が正しいという状況があったと思う 適用関係業務に就いたときと基礎年金番号導入時	未統合記録について本人記録かどうかの確認の仕方が厳しすぎたときがあり基礎年番導入前にもっと手番重取の処理方法があったと思う 未統合記録該当者と連絡がとれたとしても正式回答がなかなかもらえないため保留された番号がそのまま浮いてしまった PCへデータ登録入力後の事務(記録訂正等への経過・登録者確認)が確認できるデータがなさすぎる 基礎年番導入時点で未統合記録についての広報不足 未統合記録該当者への連絡が甘かったと思う そもそも年金手帳にある番号そのものの重大さをいままでに世間に知らせなさすぎた 加入記録についても定期便のように各個人に確認してもらうことへのアピールが不足しすぎていた
6623	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	職員一人一人が解決する意識を常に持って仕事に取り組む事だと思います。	基礎年金番号制度が導入された後、統合されていない手番が残っていることと認識していたが、旧台帳や特殊台帳があることは全く知らなかった。マスコミ等で取り上げられる様になって後知っ	電話、窓口等で本人と判明するものがあれば、基礎年金番号に統合する様に促した。
6624	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	職員一人一人が年金に対する意識をしっかり持って、仕事をしなければいけないと思います。 ただ、時効過ぎてから手続きした国民年金保険料、加入手続きしていない時期の国民年金保険料の納付を安易に認めたり、一年未満の未納の保険料を納付にするのは、真面目に保険料を納めている被保険者の納付意欲をなくし、あらたな問題が発生するのではないかと思います。		相談にこられた方には、情報をだせるものはすべてだして、本人からもれなく聞きとる様にしました。
6625	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に存じません。	まず年金特別便、定期便に伴う照会の調査、回答を最優先に行う。地道な調査を再念に継続して行わないと解決できないと思うので、本庁、地方庁問わず全職員が全力をあげて調査回答に取り組むしかないと思います。照会分が一段落した段階においては未収録台帳分の機械収録を行い、現在も行っている入念調査、旧台帳照会と同様に個人宛照会を行って記録統合して行くことが必要と考えます。	現在の認識と同程度ではありませんでしたが、平成9年の基礎年金番号導入に向け事業所からの住所届等を受付処理し、かつ、その後番号の重複取消届等の受付の際に厚生年金の番号を複数受けている人の存在を知り問題があると感じた。また基礎年金番号導入後は取得届等の受付の際に疑重複処理兼での照会の際にそれまでの制度の周知が少ないのかとも感じました。	基礎年金番号以外の厚生年金等の番号を複数受けている人の存在を感じたので、年金給付の請求の受付の際に本人にO90照会での確認を行っていた。現在になって思うに本人にO90照会での確認をもっと以前から密度濃く行えていればと思ってます。また基礎年金番号導入においてあまりに短時間で性急に導入してしまい、また導入後の、他の番号登録の届の勧奨をもっと頻繁に速やかに行っていたなれば違っていたと悔やんでます。
6626	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし		国民にとって非常に不利益となる事項となったしまった。 年金の請求については、申請主義の広報の不十分、記録管理の不徹底・個人個人の記録の管理も不十分になってしまったのがとても残念である。 ねんきん特別便がはじまり、相談をうけているときに、記録が見つからないが、たしかに厚生年金をかけていたと申出があり、調依頼をうけた。	調査依頼書を受けて、関係係りに依頼した。 当初からの記録の管理が不十分だったに限る。 取得・標準報酬の決定通知も事業主から被保険者へ通知することとなっているが、これをされていない事業主が多く、これも国から被保険者へ通知する必要があったと思うし、いまもすぐにでも被保険者が確認をできるようにしなければならない。
6627	地方庁	その他(社会保険事務所)				
6628	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	年金記録照会については、専門性が非常に高く迅速な対応が必要なことから通常の業務とは切り離し、経験や知識の豊富な人員を確保し専門部署を設置することが必要と考えます。	年金請求を申請主義とし、こちらから積極的に記録確認をしてこなかったことにより、みなさまの大切な年金に対する信頼を裏切りることになってしまった大変大きな問題と考えています。年金記録問題が存在することを知ったのは国会にて質問が出た頃です。	お客様に正しい年金額を受け取っていただけるよう出来る限り積極的に情報をお伝えするよう心がけました。また、反省点としては私たちの意識の問題や年金記録を積極的に開示してこなかったことが挙げられると思います。
6629	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		未統合の年金記録があることについては、基礎年金番号の導入より予想できたと考えます。問題化される前の平成9年より業務の中で疑問に思っていていたが、個人の努力ではどうすることもできないことと思われました。	まず、年金制度を知ってもらういい機会ととらえて対応しました。反省点はそもそも年金制度ができた歴史を知ってもらい、制度の仕組みを理解してもらえるようにするべきだったと思います。
6630	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	今まで、ねんきん特別便を送付してやってきたので、これを基本として最後まで継続してやっていくべきだと思います。特別便を送付して届かなかった場合は、戸別訪問等を行い、できるだけご本人様と接触して調査を続けるべきだと思います。	年金給付の仕事をしていた際に、マイクロなどを調べると氏名・生年月日の誤りを目にすることが多かったので、かけた年金を受給できない方がいるのでは、と思ったことはありますが、「年金記録問題」として報道された件数ほど多いとは思いませんでした。	お客様から伺った、氏名・生年月日・職歴等いろいろな方法で検索し、できるだけ記録を見つけるよう努力しました。 年金記録問題の反省として、確認行為が足りなかったために、記録が宙に浮く原因となったと思いますので、これから仕事をしていく際には、確認行為を怠らないようにしていこうと思います。
6631	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	全所体制で取り組んでいますが、確認できないものは必ずあります。 いつ、どこまでをもって終了と考えているのか示していただきたい。	でたらめな管理をしていたのだなと思いました。5,000万件もあると知ったのは、報道があってから。	日本語は難しく、同じ字でも読み方はいろいろあります。名前と生年月日で抽出するシステムなので(番号が分からないとき)、入力後には二重チェックするなど、事務処理誤りがないようにしま
6632	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特に厚生年金はいつどこにどんな事業所があったか詳しい地元に詳しい職員が担当したほうが良いと思います。 少なくとも努力と根性だけでは効率が悪いと思います。	完全に解決するのは難しいし時間がかかると思いました。 ニュースや新聞で報道されるようになってから知りました。	日常的な仕事におわれて年金記録問題について対応する余裕がありませんでした。 アルバイト的な人を増やすだけではなく、専門的な知識を持った人、責任が伴う判断を下せる人の人数も増やさないと一部の人に負担がいってしまい、戦力となる人の数がどんどん減っていく
6633	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	年金記録問題はこれまで業務に携わった、経験のある者がいなければ解決は難しく、ただ単に人員を増しても解決する問題ではないと思う。現在の職員は通常業務もあり、記録問題にかかわれる時間も限られているので、今後さらなる経験のある人員確保が必要だと思う。 また、名寄せ便等種類がいくつかあり、わかりづらくなっているので、一覧表等を作成配布してもらいたい。	年金は老後の生活にかかる問題なので、国民のみなさまには申し訳ない。少しでも早く解決ができればと思っていた。 記録問題を知ったのは2年以上前です。	来客・電話等を丁寧かつ親切に対応し、早期解決を心掛けました。 台帳・払出簿等の確認のため、システムを現在も作っているが、検索システム等をもっと早く整備できれば、解決も早まったと思う。
6634	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし。	ひとつひとつ地道に確認していくしかないと思う。 画期的な方策は思いつかない。	重大な問題であり、解決には時間がかかると思うが解決はできると思っていた。 存在は、記録問題が公に出た頃から。	全職員で対応しないとできない問題なので、ひとりひとりが問題解決に向けた事務処理を分担して対応。 様々なケースがあることから、具体的な取り扱いについてばらつきがあると思うので、そこをもう少し整理が必要ではないかと思う。
6635	本庁	その他(本庁)	ありません。	今後、新たに「消えた年金が発生することはないこと」を十分に説明するとともに、年金決定請求時にしっかり確認することで十分足りることをPRすべきだと思います。 受給者、加入者の方々に行っていただく必要な手続きや、基礎年金番号の重要性について、きちんと知らしめる必要があると思います。	社会保険庁の説明不足も、混乱を大きくした一因だと思います。 年金裁定請求時の記録の確認が不十分であったことは、今回の記録問題発覚時に知りました。	同僚や部下職員と、今回の問題が起こった原因等について話をした程度です。
6636	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	どんなに件数があっても間違えを繰り返さないように、一件一件丁寧に確認していくべきであると思います。	任期採用で一年と少しばかり在籍しておりますが、入ってすぐにその問題については知りました。年金記録問題は、本人の年金に関する認識の不足と、国の記録管理の杜撰さの問題と認識しています。	記録の調査、本人からのお話等を丁寧にお聞きし、ひとつひとつ確実に処理するようにしました。 反省点としては、過去があまりにも請求主義でありすぎたように思います。年金請求や相談の際に、本人から請求がなかったとしても必ずほかに記録がないかを確認していくようにしなければ
6637	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	ここまできたら徹底的にやるしかないと思います。しかし、ある程度時間(年)を区切ることも必要と考えます。	①大変な問題として認識しました。 ②新聞報道などと同じ時期です。	①[redacted]誠意ある対応に心がけました。 ②個人としては、もう少し処理方法などの指導教育をしてほしかったです。 大局的には問題となる前から自ずと対応できなかったことが全く残念です。
6638	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	全職員が一丸となって、最後まで地道に一つひとつの案件を処理していくしかないと考えます。	年金記録問題について、新聞やマスコミの報道でその存在を知り、社会保険職場にとって、とても大きな問題だと認識しました。	年金制度の信頼回復に向けて、お客様へ今まで以上に親切・丁寧・迅速な対応をしてきました。 反省点としては、お客様一人ひとりの大切な年金記録を取り扱っているという意識が低かったため年金記録問題が発生したと考えます。
6639	地方庁	その他(社会保険事務所)	カセット番号が入っているにもかかわわらず、記録が入っていないものが山ほどある事が問題ではないか。	カセットを全て、オンラインに収録するとともに、旧台名簿と照らし合わせ収録する。	年金記録問題は、本人が老齢年金の裁定を申請する時に本人が申し出るものであると認識していた。	最大限本人家族からの聞き取りを行い、少しでも本人の記録になるように努力しました。 カセットをもとに一日も早くオンラインシステムに反映してほしい。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6640	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	今までと同様に職員が一丸となって全力で取組めばいいと思います。	年金制度及び社会保険庁に対しての不信感を払拭するために、全力を尽くして取組まなければならない問題と認識しています。 なお、ここ数年のマスコミ報道や社会保険庁からの各種通知文書で一連の問題が存在することを知りました。	通知文書等に基づいて、迅速かつ正確な業務処理に努めました。 一連の問題が生じた反省点としては、基礎年金番号導入やオンラインシステム導入のより早期の実施が望まれたことや、全国統一した業務処理マニュアルが存在しなかったこと等が挙げられると思います。
6641	地方庁	その他(社会保険事務所)	一度回答しましたが、思い当たることが会ったので、削除して、再度回答することにしました 現在でもあることなので、できれば早急に改善いただきたいのですが、2点あります 1.厚生年金喪失者に対する国民年金の職権適用について 勧奨して、提出がなかった方について、職権で国民年金の加入をしている事業ですが、厚生年金加入時に登録された住所が社宅だったり、居所だったりして、実際の住民基本台帳(以下、住基と略します)の住所とは違った住所で適用されています。本来、国民年金の記録は、住基の住所で所得し、管理しているのですが、この職権適用の場合、実際、納付書が届かないケースが多く、本人にとっても国にとっても実りのない事業となっております。将来的にかならず問題になると考えられます 2.疑重複がたった者の厚生年金適用時に国民年金が自動喪失しない現象 疑重複は、基礎年金番号を厚生年金の取得届に記入がなかった場合に発生する事務ですが、本人記録と確認がとれて厚生年金を取得を入力された際、国民年金記録が自動喪失しないために、ご本人さんやご家族の方に未納案内や超過納付、前納されている方につきましては、いつまでたっても還付請求書が届かない状態となり、ほとんどご本人かご家族の方の苦情等で発見されるケースです 以上2点	1に対しては、住所調査をしてから職権適用をすることによって、ある程度実りのある事業となると考えられます 2に対しては、自動喪失となるようシステム変更が必要です	社会保険で年金給付の担当や相談窓口に携わった職員なら、おそらく皆さんが共通して感じられていたことだと考えていますが、世間的にも受動的であったと非難されているところ、年金請求された際に、ご本人に職歴確認、ご本人の記録とおもわれるものがないか検索し、ご本人に確認する作業があります。それを確実にしていれば、年金記録がもれるということはないという考えでした。当時はそれが問題とは思っていなかった 基礎年金番号導入が平成9年、私が職場に就職して4年目のことだったと思います。時代背景もあると思いますが、それほど大きく広報された記憶もありません。文書で全国民に基礎年金番号通知書を送付し、その案内文書に他の年金番号があれば届け出るよう届書が同封されていた、それで終わりだと思います だいたい、年金なんていう制度が当時、どれほど周知できていたのでしょうか。いまでさえ、年金という言葉は不祥事で国民に周知されていますが、その制度内容については、ほとんどの国民があやふやなのではないでしょうか 社会保険事務所は地方事務官から厚生事務官に行こうした経過があり、国民年金の記録保管も自治体から国へ移行したの、社会保険気質というか、地方任せというか、国の自覚がなかったというか、あいまいなところがあったのは事実で、納付率が極端に下がったのがいい例ではないでしょうか 厚生年金記録についていえば、国民と国の意識の剥離、国民は国がちゃんと管理してくれているものだという思い込み、国は他の番号があれば自己申告するものだという認識、これでは歩み寄れなかった	個人でどうにかできた問題ではありませんが、私は常に昔から国民の立場にたって物事を考えるようにしていました。法律にそって、それをこなしていくのが公務だというのが持論です はっきりいいますが、日本年金機構は社会保険庁の看板の掛け替えでしかない。国民への対応をよくするようマナーを徹底するのは、別に組織を変える必要はなく、実質、機構にいこうする前から実践するよう周知されているところでもあります。ガバナンスもしかり。 いままでのやり方に問題があったから社会保険庁を解体し、あらたなやり方を模索していたかと思えば、結局同じ、運営するのが民間とか、まったく問題解決になっていない 反省することがあるとすれば、どのような仕組みにすればいいのか真剣に考えられない日本の頭の弱さとかではないでしょうか。何もしらない国民はだませても、本当に問題意識している人たちはだませない。国民のことを考えているなら、年金制度を国民の身近にする工夫、年金制度はあんしんして融化できる制度なのだと発見できるような読れをつくらないといけない 年金記録は記録保管局とかをつくって、あやふやな記録が発見されれば調査し、厳密な管理をするとか、保険料については歳入庁構想でいいと思いますが、わかりやすく透明度の高い仕組み。年金の義務教育化、強制徴収の徹底、地上波、インターネット等を使った制度案内、そして職員の積極 私はこの関係の仕事から足を洗って、新たな道を進む決意をしていますが、反省点はいくつでもあると思いますが、これからどうするのかが問題だし、大切なことだと思います。いまでも年齢による温度差、地方による温度差があると思います。いまでこそ同一律のサービスを提供できるようになってきましたが、一昔はそうではなかった。常に問題意識をもっていれば、いろいろ見えてく
6642	地方庁	その他(社会保険事務所)			複数の手帳を所持している被保険者の扱いに関して統一的な扱いが決められておらず、漠然とした不安を感じながら日々の業務に追われていました。	記録問題が盛んに報道され、窓口に相談者が殺到していたころに年金相談窓口担当であったため、相談を受ける際には相談者の記録確認に特に重点をおいて相談にあたるようにしました。しかしながら、対応にあたる職員の数が相談者数に追いつかず長時間お待たせする状態が続いてしまいました。
6643	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	問題が多種多様で、どのような方策を取ればよいのかわかりません。	基礎年金番号を導入する時に、本人記録を整備することなく導入したため、未統合記録が多数存在すること、基礎年金番号以前に年金受給している方に未統合記録があるのは、当時本人申し出がなく裁定時に年金決定をしていることによることで、申し出以外に記録があるかを調査をすることをしなかった(できなかった)ことによること。 このような未統合記録があることは、昔からわかっていたことであり事務処理をする上で特に問題とは考えていませんでした。 オンライン上の記録と紙台帳の記録が相違しているケースをみたことはありますが、オンライン上の記録と紙台帳の記録をすべて突合することは無理と思ってました。	年金の受付・裁定を担当していた時には、氏名検索をして未統合記録がないかを確認して未統合記録がある場合は本人へ確認して未統合記録がないように受付・裁定をしていました(しています)。 基礎年金番号を導入した時に、本人記録と思われる未統合記録がある場合、本人へ照会して未統合記録の解消をしてこなかったことが一番の反省点だと思います。
6644	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	ご自身の記録に誤りが無いという方や記録の相談確認済の方も含めて、お問い合わせやご相談の際には、名寄せや戸籍等によるチェックを必ず行い、再確認をしていただくこと。	5,000万件問題の報道により知った。 本来受け取っていただくべきものが、失われていることになるため、国民の生活に多大な影響を及ぼす問題であり、国として全力で解決すべきものだと感じた。	記録に誤りが無いという方も含めて、あらゆる可能性を考え、統合漏れ等の記録の確認に対応した。 特に、ご本人が働いてはいたが、厚年加入はしていないと思い込んでいる場合や代理人による相談や手続きにおける氏名変更履歴や婚姻歴等の確認を徹底して行なった。 また、名寄せの際には氏名の読み方を複数通り行なうことや生年月日のずれにも注意した。 過去の反省点としては、ご本人が手帳を紛失したり、上記のような確認行為が不十分だったのではないかと思われる(ご本人や代理人の話を鵜呑みにしてしまった？)。
6645	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	まだ一件対応となっているカセットをオープンする。	大きく報道されるまで基礎年金番号に統合されていない手番があることは、業務の中で感じていたが、それほどの昼とは知らなかった。報道されてはじめて知った、	以前より年金相談等では氏名検索により可能性のある記録がある場合についてはお話をしていた。しかし、今ほど関心がなくたいした金額にならないから調べる必要はないという受給者の方の回答が多かった。 反省点 年金制度についての広報、教育の不備 年金番号は一つであること、氏名が変われば変更の届けをしなければならないことなどあまり知られてなかったし、積極的に広報をしていなかったと感じる。
6646	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	記録の調査に時間がかかっているので、いまでも実施されているが、事務の集約化や人員の確保が必要だと思います。 社会保険全体の問題であるので事務所や所属係を超えた協力体制をつくるべきだと思います。	社会保険全体の問題であり、解決に向けての取り組みは最重要課題であると認識しています。 未統合の記録があることは知っていましたが、年金受給者の方で未統合の記録がある方がこんなにたくさんいるとは知りませんでした。 報酬月額変更などの不正な処理のことも知りませんでした。	信頼回復にむけて、今までより一問、親切、丁寧な対応をしてきまし、調査業務も少しでも早く回答できるように努めています。 問題が明るみになる前に社会保険庁からの発信で処置をとっておくべきだったと思います。基礎年金番号が始まる時はいい機会であったと思います。 先送りにしてきた体制、職員の危機感の欠如も原因と思います。
6647	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	「5000万件の浮いた年金」といわれたように、基礎年金番号に未統合である手帳番号が多数存在するということは、総件数について知らないながらも採用時(平成12年)頃から認識していた。	年金記録問題が大々的に報じられるようになる以前から、国民年金担当時には、電話や窓口に対応した被保険者が基礎年金番号に未統合の手帳番号を有していないか等、聞き取りを行ったうえで統合届の提出を指示したり、年金給付担当時にも、年金裁定時に統合もれが起こることのないよう入念に照会・審査等を行っていた。 ・基礎年金番号制度発足時の広報・周知不足 基礎年金番号通知書には、他の手帳番号について記載した回答票を提出するよう記載があるが、回答票があまり返送されなかったと思われる。 ・被保険者に対する統合届の提出についての広報・周知不足 手帳番号の統合を行う機会は、老齢年金裁定請求時でよい、との認識を大多数の職員が持っていたため、被保険者への周知が不足していた。
6648	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	被保険者の年金記録相談に時間をかけて丁寧に対応していくことが必要と考えます。	被保険者の年金記録相談には当時のマニュアルに沿って回答をしていました。 被保険者の方が思い出さない限り、回答はできませんでした。 年金記録の相談にお答えするようになってからだと思います。	被保険者の年金記録相談に対して氏名索引を行い期間が該当するものがあれば時間がかかっても相談を続けなければならないと思いました。 勤務先を思い出せない会社名を教えることは、誤って他人の記録を登録してしまうおそれがあると思います。長時間の相談になったとしても根気よく説明し納得していただかなければならないと
6649	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金の期間がみつかれば、受け取る年金額が増えると思われているが、記録を統合することで年金額が下がる場合もあります。 国民年金の5年年金など受けてる人の厚生年金が見つかり、統合すると国民年金の受給ができなくなる場合もあります。 国民年金3号被保険者については、3号期間に厚生年金がみつかると、その厚生年金後の3号手続きが必要になります。3号特例ができたのでさかのぼって認められるようになりましたが、手続きをしないと未納期間になってしまいます。 昔は国民年金と厚生年金の番号が違い、被保険者の届出によって手続きをしていたため、被保険者の届出が間違っている場合もあります。 国民年金に加入しながら、知らずに短期で勤めて厚生年金の資格を取っている人もいます。 厚生年金記録も年齢や名前を偽って勤めていれば、社会保険事務所の台帳にも間違った名前や生年月日の登録がされています。	年金受給者の記録が見つかった場合、年金額が増える場合をのぞいては、年金額への影響についてきちんと説明してから統合する必要があると思います。 第3号被保険者についても記録がみつかり、3号期間の補正が必要な場合は被保険者へ連絡をして手続きをしてもらう必要があります。 とく別便や定期便の回答をみたときに、本人が訓変をしてほしくて提出しているのか、記入がわからなくて提出しているのか、判断が出来ない場合は直接本人に連絡をして、話をきくことがよい場合もあります。 提出いただいた書類に対しては丁寧に対応するべきだと思います。 そのためには、対応できる職員の人数を増やしていただきたいと思います。	年金記録問題と騒がれている間、育児休暇をいただいていました。 誰のものかわからない記録を探し出すことができるのか？と思っていました。	事務所では対応に限りがありますが、社会保険庁や業務センターから通知やデータをつくり照会することで対応できるのはすごいことだと思いました。 ただ、回答された書類の確認に時間をかけすぎる。対応できる職員数がすくないのか、経験が少ないのかと思います。 国民年金納付記録については、事務所のマイクロにも記録がなく市町村の台帳にも記録がなく本人の領収書や手帳で確認できるケースが思った以上にありびっくりしました。 年金記録は今はコンピュータのデータとして登録をされていますが、昔は紙の台帳に手作業で記入していたことや、市町村から社会保険事務所へ進達されていた記録などあり、もれてしまったようです。 入力作業などのもれや間違いがないように気をつけるこがとても大切です。
6650	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思い当たりません	あくまで台帳などの記録を基本に扱けている記録を探し、台帳の抜けや現存しない場合は合理性により記録を復旧させる。 そのために、台帳記録のチェックや、事業所記録の収集(通称、支店、工場や変更の履歴など)を行う。	記録問題、とくに5000万件の未統合番号について知ったのは報道されたときと同時です。 新規採用1年目ぐらいのときでしたので、未統合手番があるということは知っていましたが、その件数については知らず、資格取得や年金請求の際に確認しているものと思っていました。 発覚以降はその件数の多さ、また窓口対応などで100万円以上年金額が変わる方もいらっしゃり、生活に直結した重要な問題であり、それでありながら、期間の経過などから解決が困難な問題であると思いました。	主に来所された方を対象に、手番や記録などをすべて見つけるよう努力しました。 政治にせっつかれて準備の整わないまま特別便の発送などを行ったため、特に20年3月ごろに来所された方には何時間もお待ちいただくことになり、旧台帳や氏名変更履歴など、何度もお足を運んでいただくなどお客様に多大な負担をかけることになってしまった点。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6651	地方庁	社会保険事務所課長級以上		年金受給者にできるだけ早く正しい年金が支払われるよう努めたいです。	基礎年金番号が導入されて、初め て厚生年金でも一人で複数の番号を 持っているということを認識しました。	国民年金や厚生年金と基礎年金ができるまでは、同じ公的年金なのに 手続きの窓口も、別々で、またそれ以前はお客様の申したてで、手続きなども おこなっていたので、このような記録の脱漏、報酬の改ざんが生じるのでは、 今後は、他の官公庁と連絡を緊にし、また、広報などで社会保障の大切さを 国民に周知していきたいです。
6652	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金手帳番号を払い出した時点から2年以上遡っては納付することができませんが、加入を20歳まで遡って取得させている場合が多いため、記録上は未納になってしまっています。 また、加入時に2年分納付できる期間、もしくは現年度はすべて納付された方に対して、窓口にて未納はありませんという説明(払える分で未納はありませんという意味だとは思うが)をしているケースが思いのほか多く、未納はないといわれたはずだという照会も多いです。 厚生年金については、私が期間照会を担当していた時は、新適前に勤めていたのにかかわらず加入になっていないという照会が多かったと思います。	国民年金については、払い出し年月日である程度加入の手続きをした日を推測しますが、払い出し年月日がわからなかったり、払い出した日であるので実際問題それでいつごろ加入したかを確定をさせることは難しいです。 期間照会があがった時点で、回答する際に一律の納付記録は確認できませんでしたというような内容ではなく、なるべく未納となっている理由について言及するようにしています。 しかし、書面で書かれていることに対しての回答になってしまうので、具体的に書いていなかったりするとどうしても判断がつかず、一般的な回答になってしまうこともあるので、できることなら聞き取り調査を行えるような環境があれば一番いいのではないでしょうか。 また、記録の照会の人員(記録整備員等)は増やしていただいたが、年金制度に詳しくて判断ができる職員等をもっと対応にあたらせるとよいのではないでしょうか。現時点では回答を作成してもらったものを私や課長に1度目を通して決裁をするのだが、他にも事務分掌が多いのでなかなか細かいところまで目を通すことができず、及第点である一般的な答えでとどまってしまうケースもあります。細かいところまで被保険者の方に電話で確認したりできるような体制を作ることができれば、もう少し納得のいく回答がつくれたということはあったとおもいます。 厚生年金については、定期便など期間を通知する際に、新適年月日を入れることがもう少し判断材料が増えてよいと考えます。	私が入所してすぐに、年金記録問題が発覚したので、そのときに存在を認識することができました。割と早い段階で厚生年金の期間照会を担当し、その後国民年金課に異動した後も期間照会を担当しているので、常に近くにある問題で被保険者の方に安心していただくためにも、早急に解決すべき問題であると考えています。	やはり最初に問題が発覚した時点では、とにかく書類が膨大で逆に対応する職員があまりに少なく、回答まで時間がかかるのはもちろんのこと、照会するだけで時間がかかるということが多かったです。 受付して照会をかけて回答をするまでの流れを作るように心がけたが、うまくいかなかったり、迷走してしまったりすることがあったので、反省しています。 現時点では回答までの時間もだいぶ短縮され、その点はよくなってきているのではないかと思います。
6653	地方庁	その他(社会保険事務所)		個別に丁寧に地道に取り組むしかない。	こういった問題が発生すること自体、考えられない。 存在を知ったのは、話題になり始めた頃。まさか、このような事態になるとは思いもしなかった。 また、ここまで取り返しのつかないところまで発展するまで、問題視され始めるまで放っておいたこと自体信じられない。	日々の仕事を後回しにし、できる限りの力を注いでいる。しかしながら、事務処理が追いついていない現状に腹立たしさを感じる。庁は、一体何をしているのか！！事務所では、最優先で記録問題に対応してきた。にもかかわらず、お客様からの問い合わせや苦情は治まらない。あまりにもお粗末である。
6654	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	定員増(できれば決裁もできる正規社員等)	記録管理体制の欠如 いわゆるマスコミが報道した頃	管理体制の強化 個々の意識改善
6655	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	今現在も最も重要課題として取り組んでいるので、今後も続けていくのみだと思います。	問題として知ったのはマスコミに大きく報道されたときであり、5000万件という数の大きさから極めて困難な問題だと思います。	一件ずつ解決していくしかないと思っています。過去の職員の方の職務意識の低さが反省すべき点と思います。
6656	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	特別便や定期便を送付し、回答を得るのも良いが、社会保険事務所等において、面談にて確認していく。文書のやり取りであれば、被保険者の勘違いや等を防止できる。	年金記録問題の解決が、年金制度の信頼回復に繋がると認識している。このような問題を知ったのは、平成19年5月。	当時、年金給付課長であったため、休日夜間を問わず面談および電話対応をした。しかし、年配の方にはあまりに過去の分は覚えていないと解答があった。コンピューター化されたときにきちんと、データ入力をしていな様な、ずさんな記録管理が根源。
6657	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	まず、現在進めている事務局方針に沿って取り組んで行く。その中で良策があれば採用していく。また、携わる職員のスキルアップが絶対的に必要です。人数を多くするだけでは、非効率と思われます。	社会保険業務に携わる一職員としては、情けないことであると思います。 平成10年4月1日、年金給付課長として、はじめて年金給付業務を経験することになった時、年金相談窓口でお客様の相談を受けたとき、ご本人に職歴を確認したところ、覚えておられない方が多数見受けられた。今にして思えばこのころと思います。	当時は、年金請求時点で記録は、全て確認出来ると言われていましたが(8)で述べたのが実態でしたので、また、相談時の決まりがあり、大変苦労した記憶があります。相談時の決まりを外すべきだったと思います。
6658	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に思いつきません。	まだ持ち主の見つからない記録について整理していく必要があると思います。 旧姓での記録や国年の住所の入っていない手番など持ち主の探しにくいものについて台帳など何かの手がかりより探していくしかないと思います。 またこれから結びついた手番は浮かしたままにせず、確実に整理していくことが必要かとおもいます。	日本で年金を受け取る人すべてにかかわってくる重要な問題だと認識していました。 その浮いている記録によって受け取れるものを受け取れていなかったり、その逆も考えられるわけです。自分がかけていた分はやはりちゃんと受け取れる権利はあると思います。存在を知ったのは、やはり世間で騒がれるようになってからです。	今の係りで新規裁定を担当していましたが、行う際に手番を確認してできるだけ統合するようにしました。 また、特別便未確認などは確認してもらうなどしてきました。 反省点は、基礎番導入以前の記録管理がやはり手管理の時代もありましたし、難しかったではないかと思います。機械導入時にもう少しきちんとされていたらよかったのではないかと思いま
6659	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	今後、退職される方など昔の経験、知識など豊富な人材を有効に活用していけば良いと考えます。	職場に入り20年近くなりますが問題が生じるまえはほとんど認識していませんでした。その事実を知ったそれ以降はわれわれがこの職場入る前にかかわった社会保険庁職員等の怠慢でありわれわれにわ関係ないことと考えてました。 しかし現在は、ねんきん特別便等で被保険者、年金受給者と接しているうちに組織全体として最も早急に解決いなければいけない問題と認識しました。 この問題を知ったのは、テレビ、マスコミ等で報じられるようになった時です。	窓口対応などではできる限り聞き取りをし確実に自分の記録を取り戻せるよう 心がけて対応しています。また、まだ多くの記録が解決していないためその件についても早急に対応しなければいけないと認識しています。
6660	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りませんでした。		新聞等の報道によって知りました。	年金相談担当職員として、来所されたお客様の立場に立って、記録が見つかるように丁寧に対応しました。 反省点としては、手作業から機械化するときに、時間をかけて丁寧に作業を進めたほうが良かったと思います。
6661	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録統合することによって年金額が下がるケースがときどきある。	裁定誤りについては返納をたてない。厚生年金記録が判明したために起こる3号未納は被保険者であっても通常の3号とすべき。そうでないと申出をすることによって本人に不利益が生じてしまう。	過去の年金記録の管理が杜撰である。一人で複数の手帳番号を持つ人がいるということを知ったのは5年前。	自身でできる範囲には限りはあるが、年金相談等の契機で旧姓等も含めた記録の確認をお願いしていた。記録問題では、記録管理の問題もあるけれど、お叱りを受ける事項については対応の遅さがある。記録判明から再裁定終了まで一年以上かかる、そもそもの期間照会の結果通知まで数ヶ月かかるなど人員を割くのが後手にまわっている。予算の問題もあるとは思うが人数が足りていない。また、おおよその目安よりも事務処理が遅れるケースについて通知をすべきである
6662	地方庁	その他(社会保険事務局)	現在問題になっている他に具体的にはわかりません。	これから、新たな問題が発生した場合。職員全員で事とあたるのが大切だと思います。	オンライン化が実施され時(S60年頃)紙の旧台帳の記録が正確に収録されていない事を業務を通じて認識していました。過度期のためで逐次補正をされると思っていました。	収録されている記録の補正・氏名のフリガナ・カセット記録の開示等を庁に要求をあげましたが、なかなか記録整備が進みませんでした。
6663	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	人海戦術しか浮びません しかし、人にみあった数のw/mがなくては、捗らないと思います	国民の重大な関心事 二年くらいまえに、新聞報道で知りました	自分の出来る範囲で精一杯努めました。 欠員が多く、手が回らなかったのではないでしょうか
6664	地方庁	その他(社会保険事務所)			よくわからない内に大騒ぎになっていた。 どう考えても、後々問題が起きることは目にみえていたのに、長年に渡りその場しのぎの事ばかりやって来た結果だと思う。ただ、問題になったことで国民の年金に対する意識はかなりおおきくなったと思う。 記録をオンライン化した時にもっときちんと管理体制を作るべきだったし、期間照会の対応ももっと早く今の様なシステムにすべきだった。 いろいろな調査・アンケートがあるが、どれも地方の職員が悪いとの印象を受ける。	そもそも地方の事務所の職員に何ができたのか。統括する立場の側がきちんとした方針を打ち立ててくれなければ全国統一の考え・仕事にならない。社会保険庁の解体も処分者が出ることもパフォーマンスにしか思えない。複雑な年金制度を民間からの採用者ばかりでどうやっていくのか。年金制度は今の法律だけ知っていて乗り切れない。何年も積み重ねて知識を増やしてきたものを処分したことはかなりの痛手。 少なくても私は応対してきた方々に不利益になるようなこと、不信感を持たれるようなことはしていないつもり。今までどおりの姿勢を変えるつもりはない。
6665	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	人員を増やして記録の漏れを早くみつける事だと思うます。 年金受給者であれば、早く受給出来る様にし、特に御高齢の方には早くしてさしあげるべきではないでしょうか。	色々な原因による記録の漏れ。 平成9年、一人にいくつも持っている基礎年金番号を一つに統合をした、という、基礎年金番号証書で知りました。その頃、私は社会保険事務所の職員ではありませんでした。	私は社会保険事務所での業務の経験が浅い為、自分の毎日の仕事と平行して、記録照会の知識を持ちたいと思っています。時間がかかっても、確実にやりとげるように心がけています。 早い時期に基礎年金番号の統一をするべきではなかったのではないでしょうか。宙に浮いた5千万件も4千万件になっていたかもしれない、と思います。
6666	地方庁	その他(社会保険事務所)	他には知りません。	時間はかかっても、宙に浮いている年金記録等は、照会回答をきっちりおこなうしかないと思う。	約10年前に初めて年金給付課担当になり、基礎年金番号に統合できていない手帳番号が数多く存在することを知った。	年金裁定請求時に氏名の読み方をかえての氏名検索も行い、統合できていない年金の記録がある場合は、請求者に確認をそのつどおこなった。 基礎年金番号導入時、本人からの申し出のみで統合していったが、その当時から今の特別便や本人の可能性が高い記録をお知らせし、確認統合していったらよかったと思う。 年金証書には月数のみしか表示されないので、加入履歴(期間・会社名)も表示できるようになれば良いのではと思う。
6667	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	年金記録確認の申し出をなされている方については、その申し出に対し、真摯に対応を行っていく。 今後については、後からとやかく言われないよう記録管理を徹底し、随時、加入者に対し公表していくようなシステム作りを早急に行い実施していくことが大事であると思います。	特に現在問題とされていることについては、年金記録問題と称して政治家、マスコミ等が問題視をするまでは何も認識はありませんでした。	年金記録問題がクローズアップされ、現場の事務所の窓口には多くの方が訪れました。訪れるほとんどの方はマスコミ報道等で我々に不信感を抱いていましたので、出来る限りその不信感を払拭するように心掛けて応対を行ってまいりました。 今回の問題の反省点としましては、我々の年金記録管理に甘さがあったことは率直に認めざるを得ないと思います。
6668	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	一人一人のお客様にご理解、ご協力していただけるよう、丁寧に迅速に応対する。また、日々の業務では、何事も緊張感をもって慎重に事務処理を行う。	年金記録については、年金手番は確認できた次第基礎年金番号へ統合し、最終的には年金受給の手続きの際、お客様と確認しながら統合するものだと思っていました。問題としては、マスコミ報道後になります。	お客様の信頼を取り戻すため、一人ひとり丁寧に説明している。また、お客様の疑問にお答えできるよう日々年金制度、知識を習得するよう励んでいる。
6669	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	事務処理マニュアルの再確認や、不明な点があれば相談できるような人間関係など、初心の気持ちを忘れないよう心掛ける。	今年の4月から10月までねんきん特別便窓口を担当していました。 それまで漠然としていた年金問題でしたが、記録もれや誤りなど、お客様にとっては一生の問題なんだと強く感じました。	詳しくお話を伺い、思いつく可能性を probe するようにしたり、上司や先輩方に助言 を頂いたり、処理についても受付と同日で決裁にまわすよう心掛けました。 もっと知識を深め、スピードや事務処理誤りを起こさないよう意識しながら取り組まなくてはいけないと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6670	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	基本的な方策としては現行のやり方を進めていくことでよいと思います。年金記録をご確認いただき、漏れ、間違いを申し立てていただいた箇所を調査のうえ、訂正していくやり方です。新聞報道等で知る限りでは国民年金の未納期間が2年未満であり、配偶者についてはその期間が納付となっている場合は社会保険事務所で記録訂正できるとのことでしたが、誠実に納付してる方でも納め忘れのため、未納となっている場合もあります。「納付したと思われる」という条件にこだわり、そのような場合でも本人の申出により訂正できるようにするのであれば、申出にかかわらず、一律に短期間の未納は納付に訂正するなどといった思い切った方法をとってもいいのではない		入庁したときに全国の被保険者の記録が全て収録されているときいて、素直に凄いと思ったのと同時に、それほど多くの方の記録を過去から、現在まで間違いなく保存できているのか不安にも思いました。ただ、実際にこれほど多くの方の記録に間違いがあるとは今回の記録問題まだ知りませんでした。	これまでのその場しのぎな対応の積み重ねが現状を引き起こしたものと思います。オンライン化する際に氏名を入力していない、基礎年金番号導入時に手帳番号の統合を徹底していない、年金請求時に記録確認を徹底していない等。個々人がその都度、的確に確認しておく、また誤りが判明したときはスムーズに訂正が行えるような体制作りが必要だと思います。
6671	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思いつきません。		基礎年金番号導入時に通知しほかに手番がある場合はその番号を書き出し返送することになっていたかと記憶しておりますが、その当時お客様の反応があまりにも少なく本当に基礎年金番号に統合漏れはないのかと危惧しておりましたが、これほどまでに統合されていない記録があるとは思いもしませんでした。 また、コンピューターに反映されていない記録が多くあることなどは先般のマスコミ報道で知ったところです。国が管理してきた記録としてはあまりにもずさんだと思いました。とても重大なことと認識しておりました。	以前は、コンピューターの記録がすべて正しいものだと思っていましたが、この問題が起きてからはお客様からの申し出に基づいて担当課と連携しより時間を書け調査するようになりました。 登録されている記録についても紙台帳からの移行時に誤った記録を入力されているケースも相当ありできるだけ紙台帳を確認する回数もふえました。 お客様自身が記録をすべて覚えているから大丈夫などお客様との意識のズレに気がつかなかったことが反省すべき点のひとつと思っております。
6672	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			一人一人の年金記録を正しく管理すべきであったと認識しています。マスコミ等で記録問題が騒がれ始めたころです。	もれている記録などを紙台帳から探し出して、正しい記録として処理をしました。紙台帳から機械に記録を移す際に、一人一人の記録をもれなく入れるべきであったと思います。
6673	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	国民年金の保険料を未納扱いになっている場合に、本人が納めていると申し立てる場合は、認めてやってほしいです。	本人が事業所に年金の番号を伝えずに、新たに年金手帳を発行した場合。 昭和53年4月頃だと思います。	本人の自覚の問題のため対応のしようがありませんでした。
6674	地方庁	その他(社会保険事務所)				
6675	地方庁	その他(社会保険事務所)	よくわかりません。	専門チームを作り、一箇所で処理をすれば、効率があがるのではないでしょうか。	お客様の信頼を回復するための最重要課題だと思っています。	厚生年金の記録整備のお手伝いに事務局へ行きました。 反省点としては、通常業務に追われ、集中できなかったことです。
6676	地方庁	社会保険事務所長	一般に発表された問題以外、特にありません。	期間を定め集中し、すべての台帳や記録を見直し、不明な点があれば直接本人や事業所に出向し、内容の確認することが必要と思う。 また、年金特別便や定期便での未回答者について早急に連絡を取り不明な記録を早急に減らすことが必要と思う。	事業所調査(平成17~18年)で過去の記録を確認したところ、氏名がない年金記録があり本人かどうかの確認ができなかったことがあった。 また、一人で年金番号をいくつも持っている被保険者いるため、本人が忘れてしまわないか心配であった。	氏名がない年金記録をマイクロフィルムで確認し、断定できた被保険者の氏名を登録してきた。 紙台帳での年金記録の管理が不十分であったと思います。 基礎年金番号制度が始まる前、安易に年金番号を払い出しすぎたため、分からなくなり不明な記録が多くなったと思う。
6677	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	早期解決のため大幅に人を増やし専門チームをつくる	報道で初めて知りました。	信頼回復のため、来訪や電話のお客様一人一人に対して親切・丁寧に対応するよう心がけた。 お客さまに対する対応の仕方や、事務処理のチェックの仕方(特に機械化された際の入力後のチェック)に問題があったのではないかと思います。
6678	地方庁	社会保険事務所長		年金記録問題の各事象について、優先順位を付け一つ一つ確実に処理していく事が最善策と考えます。	認識について 社会保険庁発足以降その時々にきちんと対応すべき事項が成されず積もり重なった事。 時期について 平成19年6月頃。	対応について 平成19年6月以降、所属部署において記録問題の処理に真摯に取り組んできました。 反省点 その時々の全ての庁職員に「何が大切か」「何をすべきか」の自覚が足りなかった事と、トップから末端までの全ての部署に対してのチェック機能がなかった点。
6679	地方庁	社会保険事務所課長級以上	無し	(6)のことなら無し 年金記録問題解決ということであれば、定員増、OBの活用。	社会保険庁の記録管理のずさんさ。 いわゆる、年金記録問題が明るみに出たとき。 それまでは、リストが送られてきて処理していく、被保険者が年金受給の際に記録を照合し統合していけばよいと思っていた。山中の倉庫に大量の名簿が放置されていたなんて知らなかった。	なすがままでした。 国民年金では基礎年番導入までは厚生年金との記録の共有がなかったために遺族としての取得があった場合資格のみ追加して時効のため納付できなかった記録を残していなかったこと、厚生年金では保険料が高すぎるために未適用事業所、未適用者が存在すること。
6680	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	1件1件確実に解決するには、やはり人が必要です。社会保険業務に携っていた経験者など必要と考えます。	5年程前に年金給付課在籍時、手番で浮いている記録の確認時でこちらから職歴を言うことを行っていなかった時からこの問題が起こるかと思いましたが、本人が忘れており、確認ができないため重要な問題と認識していませんでした。	なんとか思い出してもらえるよう、業種や場所等できる限りの情報を伝えました 基礎年金番号の導入が遅すぎることが反省点と思われます。
6681	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	人手が絶対的に足りない。ただ、複雑なものも多く、ノウハウが必要なため、単純に人を増やすのではなく、知識のある人や中長期的に専任の人を増員させるべき。	テレビ・新聞等の報道によって知った。基礎年金番号に統合されていない手帳番号を持っている人が多数いることには驚いていたが、それがこれほど重大な問題となるとは思っていなかった。 裁定請求時に未統合の記録は統合されているものと思っていた。	相談時や他の手続きの際にも、未統合の番号を持っていないか確認をしたり、お客様への声かけを心がけた。 記録照会の業務で平日のみならず、土日も出勤し、積極的に調査を行った。 反省点としては、マンパワー不足があげられる。通常業務の片手間にできるような業務ではなく、専任で人を増やすべき。また、お客様の協力なくして問題の解決はありえない。特に本人がすでに死亡している場合や、記憶にないケースも多く、未統合の記録をゼロにするのは不可能。
6682	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	現在進めている「ねんきん定期便」により、お客様自身に年金記録を確認してもらう。 また消えた年金記録について第三者委員会を設立したことは名案であったが、 認定が厳し過ぎるなど批判もあり、効果がいまひとつと感じます。 更なる、政治判断が必要です。	国民年金のマイクロが全件ないことをはじめ、過去に組織としてどういう仕事をしてきたのかと疑問に思った。 そのため、一日も早く正しい記録に戻さなければならないと認識しました。 時期はマスコミで取り上げられだした平成18年ごろだと記憶しています。	全ての年金記録に問題があるような行きすぎた報道もあり、窓口や電話は大混乱。しかし、年金制度を知ってもらう良いチャンスだと思い、わかりやすくお客様に説明しました。 また、現在は年金記録の信頼回復に向け、休日の資格照会支援などを取り組んでいます。 過去における年金記録の不備などは紙で管理していたことを考えればしょうがない部分もあるが、親方日の丸の世界で横柄な接客態度や一部いい加減な記録管理をしてきた組織の責任は重大と考えます。
6683	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にわかりません	全般的に増員をして、早く正確に解決を進めるべきだと思います	年金の記録自体長い時間がたっているものが多いため本人が記憶に無いものもかなりあるようなので、すべてをはっきりさせるのは、難しいものではないかと認識しています。問題の存在は世間一般に知られた2年前くらいからです。	本人の記録であるものは、適正になるように正確な処理を行うようにしました。一般の方にも自分の記録に給付を受ける前から関心をもてるような環境にあればよかったのではと思います。
6684	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	記録の確認作業や整備のための人員を増やすべきだと思います。 また、収納対策(特に強制徴収)も重要な業務ですが、まず、年金記録問題の解決に向けた人員を配置してほしい。	基礎年金番号の未統合については、年金手帳は、被保険者本人で保管すべきものなので、年金手帳を持っていれば、すぐ統合されるものだと思っていた。 オンライン上の記録は正しいもので、台帳や被保険者名簿から正確に入力されていないものがあるはずはないと思っていた。 免除の不適正な処理が発覚した以降。平成18年頃	国民年金の照会申出に対しては、市町村に照会を出すなど記録の整備に努めた。 チェック体制の不備。 職員の記録管理に対するあまさ。 WMのシステム。
6685	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	再裁定の処理を早めることが必要だと思います。	根が深すぎて、解決できる問題なのか戸惑いました。 年金記録問題について知ったのは平成18年の夏頃です。	当時は電話相談センターに居りましたので、時間延長等で対応していました。 反省点としては、長い間先送りされた問題ではなかったのかと考えています。 いつか誰かが問題提起をしてくれると思って、組織として問題解決に当たらなかったと思います。
6686	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	個人情報の漏洩に関しては現状でも個別のIDによる管理と周知がなされているので、オンラインデータの覗き見行為に関してはあまり問題は無いと思うが、紙ベースのデータやFAXでのデータのやりとり等での情報漏えいに関しては危険性があると思うので、事務所等の出入りには職員個別のIDカードによる管理がなされるべきと思う。 記録問題については、被保険者が裁定請求の段階にならないと記録について知り、意識することがあまりない仕組みだったことが原因のひとつだったと思う。年金手帳を通帳のような形にして加入・納付記録について本人が随時確認出来、かつ証拠として所持できるようなものに変えるべきだと思う。 過去の記録問題については区切りがついた段階で、残った記録についてもフォローがあるべきと思う。 業務の効率化という観点からは、業務の標準化と、現場の実務に本当に使えるマニュアルの策	平成21年の4月からの在籍ですが、入ってからは仕組み上当然に記録問題が起こるはずだったのだと思うようになりました。記録問題を知ったのは社会保険庁で働き始める前、世間で騒がれたのがきっかけでしたが、それ以前にも祖父が厚生年金の記録が見当たらないといわれてその分はあきらめたという話は聞いていました。	自分の業務の中では判明した手番の統合といった場面で記録の変更にかかわることがありますが、現状では統合には特段決済も無く職員個々の判断で行われている為、聞き取りには気をつけるようにしています。 個々の職員の不正や事務処理誤りもあったかとは思うが、それよりも最終的に年金の給付を受ける被保険者が自身の記録についてあまり知る機会が無かったことが問題だと思う。最終的に裁定時に記録が整備されれば良いというのが従来の考え方なのだと思うが、時がたてば当事の事情は分から無くなる可能性が高まるのだから、記録についての不備不整合や変更履歴について、被保険者が常に簡易な方法で知ることが出来るような仕組みを作るべきだと思う。
6687	地方庁	その他(社会保険事務所)			業務にする従事者が制度を把握していないため、記録管理が甘かったのではないかと思います。また、制度が複雑なのに被保険者の申告制になっているため、正確な管理が出来ていな	国民の生活基盤である制度であることを認識し、事実に正確な記録となるよう業務を遂行していこうと思います。
6688	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	お客様お一人お一人に記録の確認をしていただく方法が良いと思います。	新聞やテレビ等マスコミで報道されるようになった頃で、個人、個人の年金記録を正しい記録にし、年金に対する信頼を回復しなければならないと考えました。	お客様の話を聞きながら、過去に勤めていた会社や住んでいた地域など確認し、また、他にも記録がありそうかどうか、記憶が呼びおこせるように説明し、記録の確認作業を行っている。 記録管理が適正に行われていなかったことが大きな原因であるため、職員、個人、個人が法令やマニュアルを遵守し、ミスが起こらないようチェック体制を強化しなければならないと思います。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6689	地方庁	その他(社会保険事務局)		対応職員の十分な増員が必要であると考える。貴重な財産である「人材」を無駄にしないためにも、心身の健康を損なうことの無い体制整備の実現が国民的課題である年金記録問題の解決につながると考える。	年金記録問題とは、次のような問題であると認識している。 平成9年の基礎年金番号制度導入以来、以前の年金手帳番号を基礎年金番号に統合する作業が必要であったが、オンライン上の記録で、基礎年金番号に未統合の記録が大量にある。 マイクロフィルムで管理されている厚生年金の旧台帳の中に、コンピュータに収録されていない記録がある。 オンラインシステム上の記録が、台帳や被保険者名簿等から、正確に入力されていないものがある。 保険料を納めた旨の本人の申し立てがあるにもかかわらず、保険料の納付の記録が台帳等に記録されていないケースがあること。 制度の瑕疵、記録のずさんな管理を放置していた、社会保険庁及び国の怠慢により引き起こされた問題であると考えられる。	国の不手際で、国民の皆様に多大なるご迷惑・ご心配をおかけしていることに心を痛めつつ、国民の皆様の信頼を回復するため、自分自身の心身の健康もかえりみず職務を遂行し悪戦苦闘している。 記録の統合について、加入者からの年金の請求時に統合すればよいという安易な意識のもと、マスコミが大きくとりあげる前に手を打ってこなかった行政に問題があると思われる。
6690	地方庁	その他(社会保険事務所)	平成20年3月よりこの仕事に携わったので知りません。	遅いと指摘されても、間違いのないよう着実に処理を進めるべき。 本来、優先して救済されるべき被保険者を最優先にすべき。 どのように問題が沈静するかマスコミ対策を考えるべき(民間の生保の保険金未払い問題がどのように沈静したか考えるべき)。本来問題のない人間まで騒ぐので、いたずらに時間がかかる。また被保険者の誤解や思い違いがあることもきちんと公表すべき。 第3者委員会に年金制度に精通している方を配置してほしい。被保険者からの申立を一方的に認めるのではなく、第3者の立場で審査してほしい。ありもしないのを認めるとモラルハザードが	人間が行動すること、組織であること、間違いがあってもおかしくないと思う。 この仕事に就く前。マスコミが騒ぎ出してから。	過ちを犯すのも人間。それを正すのも人間。 いまできること(被保険者に安心していただくこと、制度、組織の信頼回復)に努める。 制度自体の問題、国民の年金制度についての理解不足、社会契約の概念の欠如。
6691	地方庁	その他(社会保険事務所)			一言で括げると負の遺産。 但し、非常に多くの手番記録を見ましたが、多数に及ぶ年度は限られており、当時管理できなかったことはしょうがない面もあると理解しております。 問題が存在するのを知ったのは入庁1年目(約7年前)からであり、既に現場では年金相談にこられた方の名前(旧姓)・生年月日より手番がないかの確認をし、統合されていない記録補正を進めていくのは当たり前という風潮となっておりました。	先出方の指導に関しても、来所された方が、その時点で年金記録に欠陥がないように十分確認することを前提としていたので、記録漏れがないようにして帰宅されるのがあたりまえであるとして対応していました。 問題についての反省点は(現時点で見た場合ということなので)人の手で解決していく物事であるのに逆に人手が減る方向に組織(広義には国・世の中)が動いているということが挙げられると思います。
6692	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	記録の照合等大量の作業であるが、丁寧正確に取り組んでいく。	年金記録を長期にわたって管理している機関としての信用を失った重大な問題と思う。	年金記録の照会等丁寧正確を心がけた。
6693	地方庁	その他(社会保険事務局)			お客様に納得していただけるまで取り組まなければいけない問題であると考えております。 H.19年頃にそのような問題があるのを知りました。	お客様が不安に思っていることや質問に対して、出来る限り丁寧に対応するように心がけておりました。ねんきん特別便による期間調査が遅れていることで、回答することができないことがあり、お客様を不安に思わせている点が反省点として挙げられると考えております。
6694	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません		年金記録問題がマスコミ等でとりあげられてからはじめて知りました。 記録問題は組織一丸となって早急に解決しなければならない問題と認識しています。	WMに移行時にフリガナを正確に入力できなかった。
6695	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	申し出も無く、誰の記録であるか判明しない(主に死亡者)記録(カセット記録等)については、徹底究明すると言っても現実問題として不可能。申し出の期限を定め最終的には政治決着するべきと考えます。 年金記録問題の解決策としての国家ジェクトを2年ではなく永久に継続するべき。年金記録問題は少人数でも時間をかければ解決出来る問題だと考えています。逆に大勢で短期で解決しようとするのはあまりにも煩雑で調査の精度が落ちると考えます。 全国のデータを時間がかかっても集約し全国の年金記録調査を一元的(調査機関の設立を含む)に調査するべきだと考えます。		
6696	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	もっと人員を増やし、資格照会の内容(調べ方等)をよく知っているOBの人にも協力をしてもらう等。	早急に解決しなければいけないことと認識していた。問題の存在はテレビ報道がされてから知った。	個人的には対応できないので、上司の指示に従って電話の相談など対応した今までの問題点のひとつに、古い記録がシステム上で対応できていなかったことがあると思う。また年金請求時に職歴の確認がしっかりできていなかったことも反省点だと思う。
6697	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	職員の数を増やしてほしいです。 もちろん、闇雲に人員を増やすのではなく、個人の努力や業務方法の改善があった上で、ということになりますが、それにも限界があると思います。 限界を超えた業務量をこなす必要があるとなると、どうしても仕事の質を落とさざるを得ません。 初めは一時的なものとして仕方なく仕事の質を落としてスピードを優先していたとしても、それが慢性化することにより、それが当たり前のようになってしまうのが怖いです。	年金記録問題が発覚した当時はこの組織に在籍していませんでしたので、報道で知りました。	社会保険庁に採用され、実際に記録問題の解決に携わるようになってからは、年金記録はその方の人生そのものであるということを忘れずに、1件1件大切に調査・回答するよう心がけています。 この問題は数十年という長期間にわたって蓄積された手抜きが原因で引き起こされたものであり、簡単に解決できるものではないと思います。この機会に集中して問題を解決するためにも、また同じ手抜きを繰り返さないようにするためにも、人員の増強をお願いします。
6698	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない	今行っているコンピュター上の名寄せ、 住基ネット調査 旧姓からの解明作業、 市町村への協力依頼	基番以外に番号を持っている人が、自分から申し出をして統合 するものと認識していた 国年の納付記録も領収書がないと認めないと認識していた 平成19年に未統合が5000万件あるのを、初めて知った	申し出をした人のみの対応が基本であり、社保がわからの問い合わせを しなかったことが反省点
6699	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	引き続き全職員で、目標を設定しながら取り組んでいく。また、人員を増やす必要もあるかと思います。	今回の問題が存在することを知ったのは、19年2月頃です。それまで全く知らなかったのでとても驚きました。年金に対する信頼を失ってしまう大変な問題だと思いました。	特別便窓口で、微力でも年金の信頼を回復できるよう丁寧な応対を心がけたり、積極的に旧台帳等のお客様への電話掛けや特別便回答の支援を行ったりしました。 反省点は、特別便回答が終了していない段階で定期便が発送になりお客様からお叱りの電話をいただいたことです。
6700	本庁	その他(本庁)	ありません。	現在、記録問題に対しての国民の関心が高まっているので、短期集中的に、こちらで保持している情報をできるだけお知らせするのがよいと考えます。(すでに実施中かとは思いますが。)	長年の積み重ねなので、根深い問題だと認識しています。 この問題の存在を知ったのは報道からです。	直接この問題に携わる業務についてはいないため、具体的に対応したことはありません。ただし、日々の業務での書類等の取扱をより注意するようになりました。
6701	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録の統合を行った場合に、年金がかえって減額になるというケースがあることが、あまり世間に伝えられていないと思う。特別便を携えて相談に来る人のほとんどが、増額を期待して訪れるので、かえって減額になると知り、トラブルに発展するケースもあるので、このような事例があることをもっと公表する必要があるのではないか。	記録判明により減額するケースがあることを周知させる必要がある。減額になる危険があるので、あえて統合しなかった記録も多いと思われるので、一律に増額ばかりではないということを、もっと伝えていかないといけない。	氏名や記号が登録されていない厚生年金記録や、住所地や納付記録が抜けている国民年金記録を目にする機会があったが、最終的に年金請求時に、訂正して統合するので問題ないと教えられ、それをそのまま受け止めていた。年金記録問題が明るみになった平成19年頃に至って、膨大な数の年金記録が宙に浮いた状態になっており、また持ち主のわからない記録がカセットに収録されたままになっていることが伝えられ、大きな問題であることを認識した。	当時はそこまで大きな問題になるとは予想していなかったが、記号や資格記録の誤りが判明したものは、極力補正するべきではないかと考えていた。しかし記録の訂正は本人の申立があったものに限り、調査の過程で判明した別の記録や同僚の記録に関しては、申立がないので補正してはいけないとの方針のため、そのままにしていた。期間調査の過程で多くの情報に触れるのだから、判明した記録に関してはすぐに補正を行っておけば、今日の混乱は多少は緩和され
6702	地方庁	その他(社会保険事務所)		情報をより公開することだと思います。「年金記録問題」という語だけが先行してしまっており、何が問題であるのか、問題ではないのかがいまだ理解されていないのではないかと日々のお客様対応の中で痛感しております。社会保険庁の廃止と日本年金機構設立を契機に過去のどのような制度、方法が現在の問題につながったのかを詳細に説明すべきと考えます。例として、国民年金であれば、国民皆年金である現在とは異なっている制度等、一般台帳に関する問題等、をわかりやすく案内すべきです。その上で年金記録の何が問題なのかを確認させていただくべきです。政府、年金機構側から年金記録問題の終了を一方的に宣言するわけにはいかないのですから、情報をより公開した上で、何が問題なのか、問題ではないのかを考えていただくべきだと思います。	年金記録問題は、日本国民すべてを巻き込んでしまった非常に深刻な問題であり、その他の業務を遅滞させてでも取り組むべき問題と認識しました。戦時下で陸用され[redacted]工場でお勤めされていた高齢の方の記録が漏れていた事実に実際に直面し、組織の一員としてではなく、純粋に憤りを感じました。 職歴が浅いことと、知りうる情報が制限されていることがあり、私が年金記録問題を認識したのはこの問題が報道されたのとほぼ同じです。	対応させていただく際には、わかりやすく説明することに努めました。また、過去の年金制度に対する理解を深めたく、日頃より当時のマニュアルなどを調べたり、当時定年に到達されていた職員の方にお話を伺ったりしました。 反省点としては区切りとしての「解決」にこだわるあまり、「年金記録問題」という語だけが先行してしまい、何が問題であるのか、問題ではないのかをお客様に説明しきれていないことがあると考えます。
6703	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	1件1件記録を確認し整備するしかないと思います。	平成5年頃、資格照会の業務をしていた時にコンピュータに収録されていない記録がありましたが、こんなに件数が多いとは思いませんでした。	年金請求時に職歴を確認し、記録漏れがあれば調査をし訂正すると考えられておりましたが、オンライン切替時、もしくは、切替後も早くから記録の確認、整備をするべきであったと思います。
6704	地方庁	その他(社会保険事務局)	世間一般的に知られている事については知っていますが、 世間一般に知られていない事は存じておりません。	組織の最重要テーマと位置づけ、何よりも優先してその作業に当たっていく必要があると考えます。他からの協力だけを当てにしていくのではなく、まず自分たちが進んで取り組んでいく必要性があると思います。	問題が存在することを知ったのは新聞やニュースなどといった報道が一番最初だったと記憶しております。 そのときはこのような記録問題があると知って愕然としました。 それと同時に年金制度に対する信頼性を根本から揺るがす問題であると認識し、国民の皆様方に申し訳が立たないことをしていると悲観しました。	今後の業務の中でこのような事があってはならないという思いで、これからの自身の業務に取り組んでいこうと決意しました。 問題の解消に向かって今自分にできることは何かを常に意識していこうと思っています。
6705	地方庁	その他(社会保険事務所)	現在採用5年目で、年金記録問題については、報道等ではじめて知りえた情報がほとんどであり、世間一般の方々と情報量についてはさほど差はありません。	日本のみならず、どの国においても、年金記録の問題は発生しているとのことですが、莫大な量の個人データの管理が必要であるとともに、これが長期におよぶため、紙媒体、手作業でおこなっていた限界がこの問題のひとつの要因であると思います。 このことについては、管理上の問題もあるかもしれませんが、機械化されていな時代においてはある意味で、必然的なことのようにも思えます。 「消えた年金記録」という過度な報道により、その内容が正確に国民につたわっていないことも事実だと思います。 これまでの情報管理の限界について、隠すことなく、ありのままを国民に再度認識してもらうことが必要であると考えます。 そのうえで、実際に記録がなくなった方々への救済方法については必要があれば改善し、対応していくしかないと思います。 具体的ではありませんが、誤解している国民が多いことも、この問題の大きな問題点だと思いま	年金記録の問題は、報道等で知ったのが最初です。	この問題を知り、これまでの経過を知る中で、この問題が必ず起こると認識していた現場の職員や幹部が、その問題について改善を先送りにしてきたことにより、これだけ大きな問題になってしまったんだろうと思います。 年金の性質上、給付は将来的なものであり、そのことが先送りにしてきたものとも思います。 今ある問題を、現場から真剣に考え、改善すべき点はできるだけ早急に解決すべく、上級官庁へ進言すべきだと考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6706	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。	出来る限り沢山の人を使って、解決していく事だと思います。	受給者の皆様に大変申し訳なく、重大なことだと思いました。記録問題に携わるようになってから知りました。	今まで以上に、被保険者や受給者の方の記録の申出を真剣に考えました。 申出主義、申請主義の姿勢で、本人の申出のみを重要視してきたことが原因の一つであると思います。
6707	地方庁	社会保険事務所課長級以上	国民年金では、本人の届出が原則ですがあまりにも社会保険事務所が手続きをしていないのが悪いと考えられている。	職権適用を拡大し、厚生年金等喪失時で国民年金1号被保険者へ加入するよう変更できないでしょうか。もちろん国外転出者等もあるため1ヶ月程度の期間は必要と考えます。	平成3年頃国民年金課に配属になり、本人が領収書を持参した時、年金記録が誤っておりこんなことがあるのかと疑問に思いました。	本人から納付している等の申し出があったとき、マイクロで確認をして本人に回答していました。現時点で見ると市町村台帳の照会等も併せて確認してから本人に回答しておけば良かったと思います。その当時は社会保険庁の記録が間違いないものと思っていました。
6708	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
6709	地方庁	その他(社会保険事務所)				
6710	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません。	人材、物、資金、場所を確保し、十分時間をかけて対応することが必要と考えます。	年金記録問題は受給者、被保険者にとっては切実な問題であると認識しております。 また、この問題は、民主党が示した「宙に浮いた5000万件」の年金記録があるということで知りました。	お客様からの年金加入記録の照会について、十分に調査し迅速に回答できるよう対応しました。 また、この問題は一地方庁では解決できない問題であり、過去、本庁・厚生労働省が年金記録についての的確な対応が不十分であったと思われます。
6711	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		・社会保険庁の記録管理の不備(台帳管理時代) ・事業主の届け出の誤り が、問題であると認識しています。 第三者委員会に係る処理に携わった頃です。	厚生年金記録については、被保険者への取得・喪失・算定基礎・月額変更などの通知を事業主にのみ通知していることが問題を大きくしていると思います。被保険者が確認しやすいよう、決定の都度または1年間の決定をまとめて、などすぐに通知することが必要であると考えます。
6712	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にわかりません。	よくわかりません。	大事な年金記録がはっきりしないことが、どうして起こるのか不思議におもいました。そして、一日もはやく解決することができればいいと考えました。	一日も早い解決ができるように、年金記録の調査に携わりました。
6713	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	20年に受付したものがまだ来回答のものもあるとの事なので、未経験者を増員するよりも、OBを増員していただきたいと思います。	平成18年採用ですので、認識的にはありませんでしたが、平成19年問題が公になって、存在をしりました。	平成18年より年金相談を受けるようになり、基礎番号が2つあったり、手番が事前に判明してても、その時点で統合されてなく、老齢請求時に統合してください。で済ませていたと聞きますので、そういう積み重ねが、このような問題になってしまったと思います。 今では、判明した時点での統合になっていますし、平成18年当時よりねんきんダイヤル北海道では判明した時点で統合処理を勧奨してきました。 お客さまへの対応としてはお客様の立場にたって、速やかに問題を解決し、再裁定の進達も溜めることなく、進達するように心がけました。
6714	地方庁	その他(社会保険事務所)	18年度採用のため、日が浅く、周知されている以上のことは把握していません。	未統合の記録については、旧姓等も含めて市町村と連携しながら調査を行う必要があると思います。標準報酬等の記録や、国年の納付記録等は全被保険者一つ一つ地道に確認していかないと解決はしないと思われます。	平成18年度に採用されたため、記録について問題があると認識したのは、平成19年度に約5000万件の統合漏れがあるという庁の発表があった頃です。原簿に対する職員の記入ミスや、原簿の内容をパソコン上のデータに入れる時のミス、意図的な改ざんなど、職員側のミスもあれば、会社の届出漏れや改ざん、年金請求の際のお客様の申し出漏れなど、お客様側の問題という部分もあり、それらが複雑に絡み合った問題だとおもいます。	職員側の問題としては、記録運営業務の正確性欠如と記録管理業務の甘さがあったと思います。お客様側の問題とすれば、制度や届出の周知、広報に問題があったと思われます。これらを踏まえ、過去記録については、徹底的な調査と正しい記録の迅速な復旧をこころがけ、現在に記録については、業務の正確性を高め、チェック等も怠らないよう心がけています。また、お客様が来所された時に、制度の細かい話等をすることで、一人でも多くの方に年金制度を理解してもら
6715	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	とくになし。	入ったときには、すでに問題になっていた。	毎日、毎日お客様から年金記録問題に関するクレームの電話対応をしていて、心身ともにかなり疲弊してしまっているが、お客様の怒りや苦情も理解できるので、できるだけ、お客様の立場に立って話を聞くように心がけた。 記録調査や、調査結果、再裁定待ちのお客様の問い合わせや苦情電話を すべて社会保険事務所で対応するのは無理があると日々感じている。 これだけの社会問題になっているのだから、もっと早い段階で各社会保険事務所に年金記録調査をする専門部署や職員、問い合わせや苦情を受け付ける電話番号の設置などをするべきだったのでは。すべてにおいて対応が後手後手になっている。
6716	地方庁	その他(社会保険事務所)	転職を繰り返してしまいそのたびに違う番号を取得してしまった方、中には生年月日や氏名を偽っていた時期がある方などについて。 基礎年金番号が施行される以前に死亡された方は手番のままであること。 それを社保庁の怠慢といえるのか・・・など。	わかりません。 今後、こういう事象をゼロにするというのであれば、総背番号制しかないのでは。	制度がかわらない以上、どうしても発生してしまうもの。職員の努力のみでは発生は防げないもの。	なるべくじっくりと時間をかけてお客様のお話をうかがい、手番がばらけている状況を解消するよう、努めてきました。
6717	地方庁	その他(社会保険事務所)	自分だけ知っているというものは特に無いですが、記録追加することで年金額が減る(加給や振替、みなし計算、4種など)ことや受給権が消滅(重複した国民年金整備による受給権不足)がほとんどクローズアップされていないと思われます。	メディアで取り上げられることがほとんど無いため、来訪や電話対応の際に地道に説明していくしかないのではないでしょうか。	入庁してまだ日は浅いのですが、大きく報道されるまでは、機械の中のデータは完璧なものだと思っていました。確かに、手番をたくさん持たれて、未統合のものが存在するのは知っていましたが、番号登録すら出来ておらず、いくら機械をたたいても出てこない記録があるとは思いませんでした。	氏名索引の際に、あらゆる読み方、生年月日に幅を持たせての検索。マイクロで細かく捜索など。機械導入時の繁忙時の際の入力などの人的ミス(届出書の記載ミスもありますが)がかなり響いていると思われますので、入力やチェックを迅速ではあるけれど、なにより確実にこなしていく必要があるとおもいます。
6718	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られいること以外については分かりません。	今までどおり、本人等に年金記録を案内し間違いがないかどうかの確認をし、回答がないものについては電話確認および戸別訪問のうえで確認していくしかないと思います。 再裁定などの処理についてはかなりの時間が必要なことから処理体制の更なる強化をし、支払いまでの時間を短くしていく必要があると思います。	未統合の記録があることについては、かなり前から分かっていましたが、未統合の記録が5千万件もあるとは思いませんでした。 他の年金記録問題についても、テレビや新聞等で報道される度にこれほどひどいものかと認識させられました。	統合については各種の届出が提出される時に本人確認ができる範囲において記録を統合し、それらにかかる国民年金の記録の整備を行いました。今までのずさんな処理のために国民の皆様方に大変ご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。 国民皆様方の信頼を回復するためにも職員が一丸となり年金記録問題を解決していく必要があると思います。
6719	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	人員を増やし、担当分野をわけ、処理をする。	世の中を騒がせ、大変な問題と認識しております。私は、育児休暇中でしたので、詳しくは覚えていませんが、平成18年頃と思います。(ニュースなど)	年金得別便が、送付され、ご本人の記録であれば、すばやく処理をし、信頼回復をしたい。
6720	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	引き続き定期便等で、本人の年金記録、報酬等を通知して将来の年金受給に関して常に関心をもってもらうことが必要です。 職員が、年金の歴史、制度を熟知し、適正かつ迅速な対応ができるよう組織体制を整備する。	転職や引越しなどで、年金手帳番号がいくつもってしまい本人が職歴を忘れてしまっている場合などに記録がもれてしまっているのを特別便の対応などで思いました。 マイクロフィルムから機械化する過程でフリガナ等の登録に不備がある場合があります。	マイクロを検索し、ウインドウマシンのみではなく会社から検索したり、旧姓から検索したりして本人確認に努めた。 本人に記憶を思い起こさせるような対応や、年金記録を管理しているデータが、全国の事務所において検索できて、正確なことが重要です。
6721	地方庁	その他(社会保険事務局)	オンライン化になる以前の話ですが、事業所から取得届が届きました。事業所の被保険者原票を見たら、同一氏名同一生年月日の人が資格喪失していました。私は事業所の事務担当者に電話して再取得かどうか確認しました。すると、同一氏名同一生年月日ですが別人です、新規取得です、と言われました。私は仕方なく新たに番号を払い出して処理しました。今考えると全国に年金番号をいくつも持っている人が多い理由がわかります。	事業所の事務担当者が従業員の個人情報を正確に把握する。	深刻な問題と認識していました。平成15年頃です。	年金の被保険者が自分の年金手帳や年金記録を大切に保管するように話そうと思いました。しかし五千万件もあるのでは実行するのはとても難しいと思いました。
6722	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	記録確認にはその当時の事務取り扱いを熟知した職員及び資料が必要と思われます。	入社当初は、年金記録問題があるとは思いませんでしたが、特別便送付後の内容を調査すると、台帳が市区町村データと違っていたり、当時の資料がなくなっていたりという現実があることを知りました。	ひとつひとつの記録調査を責任を持って行いたいと思います。過去の資料の保管体制が問題だと思います。
6723	本庁	その他(本庁)	特にありません。	地道に、お一人お一人の記録を確認させていただくことだと思います。	非常に大切な問題だと思っていました。 年金問題の報道から、年金記録問題が存在することを知りました。	お一人お一人に、年金記録を確認させていただくように努力しました。 反省点としては、裁定時に確認させていただくことではなく、日頃から、確認させていただくことだと思います。
6724	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にはない	とにかく人員が不足しているので、人員確保をし、短期集中で取り組むしかないと思う。	問題があると知ったのは、マスコミで騒がれ始めてから。それまでは記録が抜けている者も若干いるだろうけど、ここまで膨大なものとは知らなかった。	従来までの申し出をうけてから調べるのではなく、情報を持っている社会保険庁側から積極的に特別便や定期便のような通知等を実施していればここまでの問題にはならなかったと思う。
6725	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	まずは、特別便・定期便の回答を、専用の部署で集中して進めていかないと、解決にはほど遠いと思います。	主に厚生年金の統合もれではないかと最初は思っていました。報道や、お客様の話からも問題点を知ることがあります。	いちばん良いことは、時間をかけてそれぞれのお客様にお話することではないかと思います。ただ、回送されてきた特別便などまた来所されるお客様電話が多すぎて、時間のかかる調査や、聞き取りが必要な調査の文書はあとまわしになることがおおいため、時間がかかりすぎることで新たな問題になります。
6726	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	根気よく統合にむけて作業するしかないとおもう。	記録が消えてしまった訳ではないので本人の申し出と記録が一致すれば本人の記録としていずれは統合できるので大きな問題と考えていなかった。 090で氏名索引をするようになった当時から感じていた。	本人の申し出の記録を見つけ出せるよう、最大限の手法を試みた。 年金制度そのものが周知されていなかった事がこのような事態を招いたと考える。
6727	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。 ただ、いまだに力セットが閉いておらず、検索が困難な記録が多いことはこの問題の進捗に影響を与えていると考えます。	被保険者のみなさんがご自身の正しい記録に基づいた年金をご自身で受けていただけるように、人材やシステムを投入してより早い整備をすることが重要であると考えます。 可能であれば市区町村に対してこちらから協力を仰ぐのもひとつではないかと思います。	平成18年から年金相談担当の資金職員として勤務していたため、旧姓や過去の手番の記録が基番に統合されていないことがままあることは知っておりました。 しかしながら報道で特別便に引き継がれる記録問題を知り、年金請求の際に本人記録の整備が十分にできていなかった経緯があることを認識しました。 この問題は制度自体が難しいこと、改編を繰り返していること、現在の基礎年金番号のような統一管理がなされていなかったこと。また職員に被保険者の継続的な年金の記録を正確に管理していくという意識が欠けており、それを監督するシステムもなかったことなどが原因にあるのではないかと考えます。	年金記録問題においても配属されている業務課としての日常業務おいても、自分の業務の位置づけを意識し手がけた業務の結果まで把握するべく正確で丁寧な処理を心がけています。 後から後からさらなる問題が発生して後手後手でそれに対応するのではなく、どれぐらいの規模のどのような問題があるのかをまず正確に把握し、場当たり的にではなく根底から解決していく心構えで取り組むべきだと考えます。
6728	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	なし。	※制度発足以来届出主義をとってきたため、事業所等の単純な届出間違いや本人の虚偽の届出(生年月日のさば読みなど)までもそのまま登録されてしまい、年月を経るごとに、正誤が確認不能となってしまった結果、「宙に浮いた」年金記録となってしまったと考えます。 ※厚生年金担当課配属時(基礎年金番号発足の頃)	※問い合わせ等で来所されたお客様の過去の記録について、名前の読みなどが相違していないか、また旧姓がないかなどの詳しい聞き取りを必ず行ない、適正な記録が確認できるよう対応してきました。 ※届出主義に寄りかかりすぎ、その都度の確認作業を怠ってきたこと。
6729	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	再裁定が相変わらず滞っているため、とりあえず追いつくように人を増やす。	年金相談の際、共通090や旧姓の090の確認をして本人記録かどうか確認しているため、これほど多くの方が別番号があるとは思わなかった。若い人が複数の番号を持っていると考えていた。平成9年1月より前が国民年金と厚生年金が別番号であったためその分が多いと思っていた。また、そのような問題が存在することを知ったのはテレビで騒がれだしてからです。	さらに名前と生年月日で同一人と思われる場合には今までよりもっと本人ではないか確認するように努めている。反省点については国民年金のマイクロを未納者にとどまらず、完納者もすべてマイクロ化していればもっとスムーズに確認できたと思う。厚生年金についても、ふりがなをつけていれば読み間違いによる索引ができたのではないかと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6730	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません		・社会保険庁が記録の未整備を放置していたとみていた。 ・平成19年頃	・対応としては、記録回答票に基づき、調査を進めて、年金記録を地道に整備していこうとした。 ・反省点として検索システムの使い勝手が悪く、調査に時間がかかること。
6731	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	未統合記録(番号)が未だ残っているため、再度社会保険事務所等において相談するようにとの、広報(テレビ・新聞等)にてを行ってはいかがか。(特に、特別便・定期便の未回答者)	特にありません	特にありません
6732	地方庁	社会保険事務所長	特になし。	「W・M」による厚年の「080」の照会において、照会回答票の画面に「取得年月日」欄を設けることにより、効率的に該当記録を検索できる。	年金記録問題の存在を知ったのは、マスコミに報道された時であり、この年金記録問題を解消しないと、健康保険・厚生年金の保険料徴収及び国民年金の強制徴収に影響があるのではないか、と思った。	・年金記録問題は、過去に勤務した事業所名称を、年金請求時点で詳細に請求者へ連絡できなかったことが、原因の一つではないだろうか。 ・年金手帳は、材料が紙で発行されるので紛失しやすい。将来はカード様式に変更できないだろ
6733	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じ上げません。		年金記録問題の定義が不明なため回答しかねます。	
6734	地方庁	その他(社会保険事務所)			約5000万件の基礎年金番号に統合されていない手帳番号の記録があり、年金受給されていない記録があること。 未統合の記録が多くあることは、基礎年金番号導入ころから認識していたが、それが約5000万件もあったことは、この問題で初めて知った。	ねんきん特別便の受付・回答・再裁定をより親切、正確、迅速にしようと対応した。 人員、事務処理要領が確立されていないままでの大量な送付だったので、窓口にお客様が押し寄せ、長時間待たせることになった。 特別便送付当初は、受付することが精一杯で受け付けた書類の調査、処理をする体制が整っていなかった。 また、送付した年金記録、事前に整備した旧台帳記録が、事業所記号がないものが多く、調査・確認に時間を要した。 ある程度、記録を整備してから送付すべきだった。 今後何かを行う場合は人員、機械、マニュアル等対応できる体制を整えてから実施すべきと考える。現在でも、ねんきん特別便も回答が終わっていないにもかかわらず、年金定期便を順次送付しており、お客様に混乱を与えている。 特にオンラインシステムの改善が急務であると考える。 受付管理状況、再裁定処理まで全国統一された記録を見れるようにすることが必要であり、記録統合から再裁定までを迅速にすることに重点を置くべきと思う。
6735	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	何か問題が発生した時点ですぐに対処すべき。 後の世代に問題を持ち越さない。	年金の記録に誤りがあるのは本当にまれなケースと思っていた(中に浮いた年金は別として)年金記録が騒がれだしてその数に驚いた。	自分の固定概念を取り除き、被保険者・受給者への親切丁寧な対応をこころがけている。 現時点での対応の問題点として、あまりにも早急に問題を解決してしまおうとしているように思う。特に特別便が開始された当初はひどかった。客が押し寄せ、数をはくことに力をいれてしまい、ひとりひとりへの対応が丁寧にされたか疑問だ。年金受給者は急ぐ必要があるが、被保険者にはもっと時間をおいて送付し、丁寧な対応ができるよう配慮すべきだったと思う。ことを急ぎすぎたために、のちのちこの事で問題が発生しないか心配だ。
6736	地方庁	その他(社会保険事務局)	思い当たる問題点は既に報道されていますので、 さらに思い当たることは特にありません。	未統合手番に関しては、既に死亡している者が多数含まれていると予想されるため、「死亡から相当年数を経過している者の基本情報との突合」というのが可能であるならば、行うべきと考える。 (例えば平成9年までに遺族年金を含め受給権のないまま死亡した者の記録は、全て宙に浮いているはずである) ただし、手書き台帳そのものの書き間違いも散見されるし、肝心の本人の記憶も曖昧、あるいは既に死亡している、ということであれば、1件残らず全てを解決するには困難な面もあるのではないかと思う。 (本人には記憶がないが、状況的に世方の記録ですから統合します、というのが許されるかどうかは微妙だし、新たな事故を生む原因にもなりかねないと思う) 報酬相違や機械未収録の記録については、手間も時間もかかるであろうが、全ての手書台帳を見直すより他はないものと思われる。 今後は、厳密にやるのであれば、資格取得の際に本人確認の添付書類を求めることで多重払い出しを防ぐことが出来ると考えるが、サービスの低下に繋がる危惧もあると思う。	基礎番導入時、過去の手帳番号はどうやって統合していくのだろうかという疑問は素朴に感じていたが、基礎番通知で過去記録がある方については返信を求めていたため、今後調査を行っていくので大丈夫なのだろうと思った。 が、それが行われなかった方も多数いると知ったのは、記録問題が報道されるようになってからだった。 また、その後(平成14年頃)厚年の資格照会を担当したが、人の記憶というものは非常に曖昧であること、手書きの台帳に判読出来ないものが多いこと、WMに収録されている過去記録に間違いや不備が多いこと、年齢を偽って働いていたと申し出る方が多かったこと、などを知り、いろいろな要因から過去記録の捜索作業は非常に困難なものであると感じた。	厚年の資格照会を担当していた当時、前述のとおり相当年数を経過した過去記録の調査は非常に困難である、という認識があったため、少しでも今後の照会の際に手がかりや参考になればよいと、当時の事情をはっきりと記憶しているお客様がいれば色々と情報を聴取して、係共有のノートに書き残していた。 例えば、〇〇という店はΔΔという会社が母体でした、などの情報は非常に重要で、本人申出の事業所名だけでなく、当時の情報を元に他の会社をあたってみると記録が見つかる、というケースが多々あった。 根本的な反省点は、 ・本人からの届出主義であったこと ・その都には(皮肉にも年金記録問題がクローズアップされるまでは)自分の年金に対する興味が希薄な方が多かったこと ・またそれに対し、国側の注意喚起が不足していたこと (年金手帳は大切なものであるというアピールが足りない。資格取得する際に本人確認の添付書類をとっていない。また取得時に過去の番号の申出が無ければ新番を払いだしていたのか、裁定請求時に手帳を20冊近く持ってきたお客様もいた) などが挙げられると思う。 制度が始まった時代には、将来コンピューターで記録を管理することになる、という発想は当然なかっただろうし、全国に台帳が点在していれば疑重複調査も事実上不可能だっただろう。 よって、当時の手書き台帳での管理そのものを短絡的に責めることは一概には出来ないと思うが、判読が困難なほど手荒く記載されているもの、或いは間違った記載がされているものがあることは、やはり問題だと思慮される。
6737	地方庁	その他(社会保険事務所)				
6738	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。		1資格取得時の過去の年金加入についての審査が不十分であったと思う。 昭和50年ごろ 2業務外閲覧等については、職員の倫理感以外に、チエック体制ができていなかったものと思う。	1資格取得等において、過去の加入記録の有無等を生年月日などを参考に極力確認するよう勤め重複払い出しの無いようつとめた。 2オンライン設備の創設時であり、以後も十分なチエック体制がしかれていなかったためと思う。(現在では解消)
6739	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	一件一件地道なつき合わせが必要だと考える。	過去の年金記録管理方法等の不適切、当時の年金に対する意識の低さ(周知不足)を感じた。 記録問題については、テレビ報道で知った。	真摯に受け止めて、丁寧に対応する。管理の方法等が計画的にされていなかったことが反省点と考える。
6740	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ありません。	未統合、再裁定、紙台帳とオンライン記録の不一致等の様々な問題がありますが、問題発生の原因が、お客様や企業側にある場合も考えられますが、すべての責任は、社保の制度周知不足・業務への真摯な取組みの欠如です。このような問題を知ったのは、世間で報道されてからで	組織不信が制度不信を招いてしまったわけですので、お客様と接する機会には誠意と思いやりをもって、応対させていただいています。お客様の大事な情報と生活を預かっている重大さをもっと痛感していかねばならないと思います。
6741	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	記録に対して、真摯に対応する。	今まで何をしていたのだろうか？と疑問に思い、大変なことになったと感じた。2年前から大変だった。	記録が漏れている方に対して、申し訳ないと思いつつ、自分の勤務した会社を忘れているなど、本人責任の部分もあるのではないかと、感じました。基礎年金番号制度になった時にもっと、しっかりとしたシステムを考えたほうがよかったかもしれません。
6742	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	特別便の回答をいただいた内容の記録を調査し、ご本人様が納得されれば、 解決と思いますので、時間的制約があるにしても地道にやっていくしかないと思います。	社会保険庁の信頼を失った問題であり、また、国民の方の大切な年金記録を管理していなかった組織のあり方についても、問われる問題だと思いました。 この問題の存在については、マスコミ報道等で初めて知りました。	自分としては、ひとつひとつ地道に処理して対応してきました。 おそらく、マニュアルがあっても、各県ごと回答方法や処理の仕方が違っていると思いますので、処理方法や回答方法を徹底するべきだと思います。 人手が圧倒的に少ないし、人手の補充をするのが遅すぎたような気がします。
6743	地方庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	一般に知られていないもので知っている事は特にありません。	事務所単位でなく、記録問題専門の組織等を立ち上げて対応していくのも一つの策だと思う。	私の在籍当初(平成19年7月)にはすでに記録問題は明るみにでており、本当はもっと早く対応すべきであったのだろうが、こうなった以上いつかは解決させねばならないことであり、今は厳しい状況だが1日も早く解決させるべきであると認識している。	個々の窓口で誠意をもって対応し、お一人お一人の記録をきれいにしていくことで、少しづつ信頼を取り戻していくように日々の仕事に取り組んでいる。今日の記録問題の反省点としては、とくべつ便の郵送分や再裁定の処理への対応が後手後手にまわってしまったことと思われる。
6744	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		メディアで報道されるようになった時に知りました。	
6745	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	即効性のある方法は無いと思います。お客様の申し立て(特別便等)を基に、地道にマイクロ・台帳を確認していく以外ないと思います。また、可能であれば、この問題に対応する職員を増やしていくことが必要と思います。	私が年金記録問題を知ったのは、数年前にこの問題が注目され始めてからです。それまでは、恥ずかしながら大きな問題とは認識しておりませんでした。被保険者にすれば、自分が年金を納付したにもかかわらず、年金額に反映しないケースが多い大きな問題であり、私たちも真摯な対応が必要であると認識しております。	事務所にいたときは、国民年金・厚生年金を問わず、お客様の話(納付の記憶・職歴の記憶等)を詳細に聞くことに努めました。また、期間照会についても案内をしました。現時点で思うのは、平成9年の基礎年金番号導入時に当然、このような問題が起こることは予想できていたのではないかということです。今になって特別便などの対応をしていますが、もっと早くに国民に周知し、記録の確認を求めることも可能だったのではないかと思います。
6746	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	1件1件あたっていくしかない。	手書き時代の台帳の不鮮明等で氏名や納付記録が抜けているのは、しょうがないことだと思っていた。就職1年目から、見かけた。	そのつど解決するしかないと思っていた。当時の記録の中で記録を探すための方法を引き継いで行っていた。 問題が大きすぎて問題提起する状況や環境が良くなかった。
6747	地方庁	その他(社会保険事務局)			この職場に入ってしばらくして手番が多く払いだされていることは知っていたが、すぐに統合できるものだという認識でいた。しかし、年金記録問題が取りざたされ、申し立てのあった記録を探すことは容易なことではないと実感した。	窓口に来たお客様に記録を確認していただき、結びつく記録について統合を進めた。また、申し立てがあってから記録確認に時間がかかるため、進捗状況をお知らせした。 反省点については、基礎年金番号制導入の遡延・年金請求時に手番をすぐに統合できると判断していたこと・台帳からWMへ記録を移す際のミスを防ぐことができなかったことなどが挙げられ
6748	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録が判明して年金額が減額されるケースがある。 四種取り消しして、平均標準報酬月額が下がる、 振替加算、加給金がつかなくなる、など。	上記のようなケースについても広報すべきものと思われる。	年金記録は、給付を決定する上での基本であり、その記録に対しての信用が失われることは、年金という社会保障のひとつを大きく揺るがし、国民を不安に陥れるものと認識しました。 WMに収録されている記録について、疑問を持つような記録も発見しましたが、 膨大な数であることを知ったのは平成19年の報道でした。	お客様の記録や給付額に対する懐疑的な態度は当然であり、 納得していただけるような説明や期間調査の申出を受け付けるなどの対応に努めた。 また、内容を確認し、それが正しく記録されるという至極当然のことが何故なされなかったのか、この組織に身をおく人間として落胆するものであり、それは仕事が国民に向かってより、組織第一で進められたことに起因するのかと思われる。
6749	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りませんでした。	意見を出し合う。	そのようなことがあることは認識していませんでした。	お客様の記録が少しでも反映されるよう努力しました。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6750	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	(期間調査を担当した経験から)まずは機械化以前の紙台帳とWMの記録の照合し、氏名の漢字の登録等、記録を整備すること。古い紙台帳は劣化して、不鮮明な字、数字があり、収録が出来ないものもあるので、それをどのように登録するのか。たとえば「山？太郎」でも氏名検索できるようにするとか、検索方法にも融通を利かせるようにするべきです。	手番記録未統合に関しては、起こるべくしておきたこと。平成17年に期間調査の担当となり、事業所名の収録誤り、氏名の収録漏れ、生年月日の「1日・10日・20日・30日」での登録等、機械化された時、一体どんな作業をしていたのか、と思いました。 記録改ざん等は、特別便が始まってからです。	期間調査担当時、「やれるものなら紙台帳を見直しして、記録が探しやすくなるように氏名の収録漏れ等を整備したいね」と同じ課の人と話すも、そんな作業ができる時間は全くありませんでした。 氏名収録漏れのリストが送られてきたとき、「こんなリストが作れるなら、何故、もっと早くやってくれないのか」と思いました。
6751	地方庁	その他(社会保険事務所)	脱退手当金について、支給決定日が他の厚生年金記録と重なっている場合 実際には脱退手当金を受給しているにもかかわらず、脱退手当記録を取り消して年金額の改定をおこなっていること。	脱退手当金の問題は今後もなくならない。上記のケースにより記録が復活する場合と期間が重複していないので復活しない場合について、受給者同志で矛盾が発生する。第3者委員会へ申立した場合はすべて救済の対象とする等、何か受給者にとって不公平のない統一した制度が必要。	事業所資格取得時の徹底調査についての意識(過去のずさんな事務体制) 事業所も含めPR等周知不足による被保険者本人たちの年金に対する意識の欠落 各事務所で年金番号を複数保持するものに対しての認識が甘かった 適用業務に配属されて上記問題を認識した。(平成6年頃)	いつか複数の番号の統合が必要になるので、判明時点で可能な限り即処理をこころがけていた。脱退手当金については統合していないケースがあったようだが、本人記録にかわりはないので統合するようにしていた。 年金請求時についても過去の対応では、徹底調査をしていなかったケースもこの問題をまねいている。加入時、年金請求時、各時点で入念確認を実行していればここまで、膨大な件数にならなかったのではないか。
6752	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	ねんきん特別便・ねんきん定期便等を国民の皆様に送付した結果、記録にもれや誤りがあるとの回答をいただいた分についての記録調査に相当の時間が費やされていると思います。現場では日々の業務・窓口でのお客様応対・電話応対を通常どおりになしうえで、記録調査をしていることが原因だと思います。この問題を解決するには、専門的に記録調査を行なう人員を大幅に増やすしか方法はないと思います。 また、残念ながら未だにねんきん特別便等に対する回答をいただけていない方も多数いらっしゃいます。テレビでは連日のように年金問題を取り上げられていますが、国民の皆様に対してもっと年金記録の確認を呼びかけるような報道をしてもらえればそれが最高の広報活動となり、1件でも多く解決すると思います。	年金記録問題は、2つ以上の手帳番号を所有していた方の記録を様々な理由(氏名が変更されていて誰のものかわからない。誤った氏名・生年月日が登録されているために誰のものかわからない。など)により、統合作業ができていないことが問題だと認識しています。 私がそのような問題が存在することを知ったのは、健康保険業務課に初めて配属された平成7年でした。	特に基礎年金番号が導入されてからは、20歳以上で厚生年金に加入される方で年金手帳を今までにもらった事がないと言われるたびに、過去の職歴や住所の聞き取りを試みましたが、全てを解決することはできなかったと思います。当時は在職していた会社名をこちらからお客様に提供できなかったため、なかなか本人の記録と特定できなかったのも原因だと思います。 反省点としては、基礎年金番号通知書を送付した時に他の手帳番号をお持ちの方からの回答を取りきれなかったことが挙げられると思います。これは現在、ねんきん特別便等の回答を取りきれていないことと同様だと思います。また年金制度の広報が不足していたことも原因だと思います。
6753	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	マンパワーが必要。旧法該当が多く発生しており、オンラインでの見込み算出の充実を望む	基礎年金番号制度が発足する前は、多くの氏名変更、年金番号重複取消届が提出され、転職を繰り返す人は年金請求時に職歴を確認するのは困難ではないかと感じていた。 (昭和60年位に、健保厚年適用課に在籍していたとき。)	その時点では特に意識的に対応はしていなかった。 オンラインや基礎年金番号制度ができる前の紙や手作業での業務では、完璧にすべてを管理しきれることはできなかったと思う。せめて、年金請求時での確認が必要だった。しかし、金融機関への年金請求手続きを委任されている場合、職歴の確認が難しい場合もある。 記録が判明した場合、減額になる人も多数発生する。国も政府も議員も、正しい年金記録という位置づけで、増額するばかりをアピールしないで、本人の正しい年金記録にすることによって減額になる事もあるとの説明してほしい。
6754	地方庁	その他(社会保険事務所)			手番の統合漏れ 平成18年ごろ	
6755	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		戦後の炭鉱労働者などは、就業のために年齢をいくつか増しての申告をする等特殊な例がありました。ただし、その様な特殊事例があることも先輩職員の方から引き継いでいましたので、年金受給の際の調査はではその範囲を踏まえて調査する心構えがありました。しかし、その様な特殊事例に限って言えばせめて名簿には氏名がありますので最善を尽くして調査しますが、探し方の良し悪しにより見つけ出すことが出来ないケースもあったかと思います。 ところが、今回のねんきん記録問題は、氏名、生年月日、性別、会社名が登録されていない記録が大量に放置されていたことが発覚し、「氏名、性別、生年月日、会社名、のいずれかの手がかりより必ず検索出来る」、と言う原則が崩れ去ってしまったことに愕然としてしまいました。 特に、オンライン化以降の採用職員は同様の感想を持っているに違いありません。 どのように検索しても、出てこない記録が存在していたのですから「記録の管理」について大いに問題であり、平成18年度以降の払出年金番号に氏名、生年月日等を登録していく作業の段階で知りました。	一つ一つの記録を復元させることが最優先であると言う認識で対応して参りました。 第一は、年金制度が広く国民の皆様に理解されていないことであり、自分も社会保険の仕事についていなければ、その一人であったろうと思います。もっと、もっとわかり易く、もっともっと広く広報の必要があるのでは無いでしょうか。 その他 終身雇用制が主な時代であり、転職を重ねることを想定していなかったこと。 40年にわたる長期の記録管理が、時代の変化に対応していなかったこと。 厚生年金や国民年金など、独立していた制度の統合など。
6756	本庁	その他(本庁)	年金一元化は四半世紀以上検討課題とされていながら政治家が何もしていないこと。マスコミが指摘しないのが不可思議である。	マンパワーの集中と、処理に専念できるように事務所からの督促を可能な限り減らすこと。「これだけ早く処理して」との電話で作業の手をとめられるケースが頻発しており、作業効率が低下している。	平成18年頃だったと思う。主に基礎年金番号化前の統合もれであり、今後件数が増えるわけではないこと、また5000万件＝5000万人不備ではない以上、確実に減らしていけば解決可能な問題と思っていた。ただ、受給金額に直結する問題なのでなるべく早い解決が必要と考えていた。	ほとんどの記録には不備がないことを伝えて相談者の不安を減らすこと、また最終的には消滅させられると自分に言い聞かせて目の前の記録を一件一件確実に消すことを心がけた。 マスコミおよび当時野党であった民主党の不安を煽るような発言には般然と反論してもらわなければならなかった。結果、問題がない人たちにまで不安が伝播し、大量の書類、相談が現場に押し寄せることになった。結果、本当に処理が必要な書類なのかどうかの確認に無駄な時間を要し、真に必要な処理が遅れる原因となっている。「決断は金」などではありえない。
6757	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません		ここ数年で、マスコミ等で取り沙汰されるようになってからです。	やはり、一人一人の仕事に対する責任感と、チームワークも必要かと思います。
6758	本庁	その他(本庁)	なし。	スピードをあげながら着実に記録の調査・統合をすすめていくことがよいと考えます。	とてつもなく難解な問題だと認識しています。知ったのは数年前です。	精一杯、記録調査・統合業務に取り組みました。 問題解決にむけ、本格的に取り組むのが遅すぎた点です。
6759	地方庁	その他(社会保険事務所)	台帳保管庁のオンライン表示や事業所整理記号の表示が不正確なために、被保険者名簿のマイクロフィルムの所在が不明で、確認のできない年金記録が少なくないこと。	社会保険庁の保管するマイクロフィルムの検索システムの再整備を行うべきと思われます。国民年金では、台帳保管庁の事務所コードが一致しなければ検索できない点や事業所整理記号だけではなく年金番号からも検索できるようなシステムに改める必要があると思います。	基礎年金番号が導入されたときに、一人一人の年金記録は一本化されるべき記録であることを世間にもっと周知して、今のような作業をもっと前もって行っておくべきであったと思います。過去の古い年金記録のオンラインに収録されている情報は不正確であったり不十分であることをもっと組織全体で共有し、未統合の手帳番号の入念な調査を前もって行ってこなったことが、年金記録問題を大きくしたのではないでしょうか。私自身が、17年採用なので年金記録問題が社会問題になってからその存在を知ったために、一際こうした思いを強くもっています。	氏名や生年月日、会社名にいたるまで被保険者記録の基本情報も、誤って収録されていることを十分にふまえて、窓口相談などにあたるようにしました。 今後このような問題を繰り返さないために正確な事務処理を徹底することはもちろんのこと、過去の不正確な事務処理の問題点はしっかりと共有し続けるべきだと思います。
6760	地方庁	その他(社会保険事務所)	ほかにはありません。	年金記録の本人確認を進めるのはもちろんだが、どうしても本人のものと特定できない多くの記録をどうするのか、最後の一件まで特定するとの約束がはたせるのか、実際不安です。この状況をどう対応するのか、具体的に示す場ではないでしょうか。 現場では、一件一件記録確認を着実にやっていくことで問題解決に繋がると信じてやってます。	実際未統合の記録がそんなに存在しているとは思っていなかった。報道されてからはじめて知った。受給者にしてみれば、老後の生活の柱である年金を国がしっかり管理しているものと思っているのは当然である。今ここでしっかり対応しなければ、年金制度存続自体危うくなると思って日々やっている。	年金請求のときに、しつこく加入記録のチェックをしている。最後でとことん確認するしかない。 ただ、本人でも忘れている勤め先や、生年月日の違い、読みかたの違い、などでどうしても時間をかけないといけない場合や、調査する人の経験不足から記録の見落としもあるかもしれない。一人がチェックしておわりではなく、複数でみて調査する体制、経験者を重点配置すべきとだと思う。
6761	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	迅速に対応し、職務を忠実に行っていく事です。	基礎年金番号以外に手帳番号があるときは、申し出をしていただく案内も送られていましたし、私は請求時に、氏名索引をしっかりし、漏れがないいか確認しながら、業務をしておりました。報酬の改ざん等については、全く知りませんでした。	お客様の立場に立って考え、日々の業務の中では自分に出来る限りの 事はしているつもりです。 。
6762	地方庁	その他(社会保険事務所)	国年が未納でも、もれありと回答すれば納付にしてもれえるという話がでていると事業所の担当者から話を聞いています。	一件一件適切に確認していくしかないと思います。	採用されたときWMで氏名の入っていないものがあるのはしっていたが、マイクロ、払出を確認すればいいと聞かされていた。	台帳をマイクロ化するにあたって、予算の関係ですべての台帳をマイクロ化できなかったときいています。 すべての台帳をマイクロ化しなかったことが問題である。 また、国年は取扱いが市区町村と社保で現年度、過年度等で分けていたことも一般の人からみればわかりずらいことだと思います。
6763	地方庁	その他(社会保険事務所)			在籍し、ある程度の基本知識を得てすぐに「未統合記録」の存在に関しては当時の体制、取り組み方にかんして疑問をもった。また、特に国民年金の納付記録(磁気フィルムに収録されている記録とWM記録の相違、磁気フィルムに納付記録が無いにも関わらずご本人様が領収証をお持ちの記録)には、強く疑問を感じていた。	窓口などにいらっしゃった場合には、全く関係のないような照会であったとしても記録を確認していただいたりするようこころがけた。 「未統合記録」に関して、「ねんきん特別便」などのように一気に照会をかけるのではなく、ずっと継続して少しずつでも照会をかけ続ければこのようなことにはなっていなかったと思う。
6764	地方庁	社会保険事務所課長級以上		更に集中して人を集める等行い、早期解決を図る。	重要な問題、皆様からの信頼が一度に失われた問題である。	お一人ずつ丁寧に調べ、対応して解決を図っていくしかない。 特別便の送付等、短い期間の中でのお知らせは、事務所の窓口を混乱させる結果を招いた。
6765	地方庁	その他(社会保険事務局)	世間一般に知られていない問題以外は、知りません。	もちろん、原因の究明、改善は大切なことですが、まずはそういった方々の救済が最優先されなければならないと考えています。組織一体となって、解決にあたるべきです。	一般の国民の方々と同じく、マスコミ報道等で知りました。	その当時、私自身も社会保険庁の記録が正しいと信じていました。こんなにも、消えた年金記録があると思いませんでした。組織として、もっと、お客様の気持ちにたって、思切丁寧に対応すべきであったと思います。
6766	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません	年金記録の解決は、老後の生活設計の基盤である。職員の認識によりすき解決に努める。	年金記録問題が勃発した当時、社会保険事務所の庶務課長として記録問題を対応していた。 事務所職員には、窓口のお客様に対して全員体制で対応を取ることとし、お待たせすることのないよう、対応に心がけた。 お客様の不安を解決するためには、早めの対応、早めの記録の回答、心からの接客が必要であり、職員全員の責任と認識し対応にあたった。 記録問題の認識は、上記の在任中に認識し、ずさんな記録が余りに多いことを知った。	職員全員が対応を取る事項であり、業務においては最優先として取り組むことである。 しかし通常業務も淡々と行わなければならないが、通常業務に遅れが生じている。あらゆる面で、記録問題を早期に解決しなければ、日本年金機構が設立されても、本来の信頼回復につながらない。
6767	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に、ありません。	集約センターを、何ヶ所か設置し効率的、効果的に作業を行う。	システム開発の調整が、でききれていなかったと思います。	記録の補正作業を効率的、効果的に行う。また、システムの導入が遅れたこと。
6768	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	人手を増やすこと	どのような形でも、一定の国民の理解を得て解決するまでは、努力しつづけなければならない事。問題を認識したのは平成20年夏ごろ。	できるだけ迅速に、できる範囲で数をこなそうとしました。反省点としては、年金特別便のわかりにくさ。もっと年金制度自体をわかりやすいチラシ等で年金特別便に同封するなどアピールしてもよかったのではと思う
6769	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	現時点で申請されているものを早急に回答、再裁定の手続きを終了してから、残っているものについて調査をする。	記録問題が記録問題として言われるまでは、知りませんでした。 オンライン上で管理されている記録は正しいものだと教えられていたし、自分たちの上部組織・先輩方が管理してきた記録に間違いがあるなんて思いもよらなかった。	自分たちの記録が確実なものではないことを受け止め、お客様の話を聞き、たくさんの可能性から、記録を再検証して、回答をしてきました。 年金制度の複雑さ、幾度にわたる改正が、記録問題を引き起こしたと考えます。 国民にわかり易く、よりシンプルな、年金制度の構築をのぞみます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6770	地方庁	その他(社会保険事務所)		ねんきん特別便の回答を早急に完了する。特に本人の記録と確認できるものは早めに支給することが重要である。	その後、意識も変わり大変な問題と認識し、記録問題については報道があってから知りました。	来所された方にわかりやすく説明し、理解を得るように努めました。また、照会の回答を行いました。
6771	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	今までのように、広報等により周知徹底し、未提出者の提出を促す。 処理の滞留については、人員増が望めないなら、時間をかけてきちんとかたづけるしかないと思います。	以前は、請求主義だったので、年金請求時においても、本人が申し出なかったら、申し出た職歴のみで裁定していたので手番が残ってしまったと思います。	もっと早く、今のように、オンライン化になり氏名検索の徹底ができていたら、宙に浮いている手番も、少なかったと思います。
6772	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。		年金記録問題が騒がれるようになり、自分自身この問題を知ることとなりました。自分のかけた年金が自分のものとして記録されていない、受給者にあっては自分のかけたはずの年金を受給できていないという、とても重大な問題であり、とにかく何よりも優先して取り組まなければならないと思いました。	とにかく優先して対処しなければならない問題なので、担当事務を行いながら積極的に特別便の対応をしました。社会保険庁の職員としてお客様に誠意をこめてご説明することが大切だと考えました。 基礎年金番号導入時に記録統合をもっときちんとしていれば、また過去の記録についても確認しておけば、問題はもう少しは大きくならなかったのかと思います。何より、大切な年金の記録を
6773	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません		平成4年に社会保険事務所の年金給付課で裁定請求書の審査を行っていたとき、基礎年金番号に収録されていない加入記録が多いことにおどろきましたが、その当時は裁定請求の際に、窓口で本人に聴取して記録を整備すれば大丈夫という感じでした。期間照会回答においても、業務に精通した職員ばかりが担当しているとはいえず、「記録が見当たらない」と回答されていたものも少なくないと思います。この当時は、被保険者一人ひとりの大切な保険料をお預かりして、管理するという意識が薄かったのだと考えます。ご本人様から申し出が無ければ仕方が無いと	年金特別便が発送されたときには、事務局在籍しておりましたが、事務所の窓口応援に積極的に参加しました。お客様からのお叱りも多々ありましたが、一つ一つの記録について、丁寧に聞き取り確認しながら対応しました。 公的年金と医療保険制度、又は税金について、被保険者本人様が混同されている場合も多かったので、年金教育などによる制度に対する知識をふかめることも必要なのではないでしょうか。
6774	地方庁	その他(社会保険事務所)	私個人の職務経歴上、庶務課及び年金相談コーナーへの配属が大半であったため、直接記録を訂正・追加する業務に関する知識・経験も乏しいため、世間一般に知られていない問題として認識していることは特段ございません。	現在年金相談コーナーでお客様からの年金相談を承っておりますが、多くの方から通知書(年金とべつ便・定期便を含む)の内容が理解しにくいとのお声をいただきます。また相談コーナーで交付する加入記録自体も業務上のデーターのため解読できないといったクレームも多々いただきます。 オンラインシステム上、早急な改善は望めないとは思いますが業務用データはともかくお客様に交付するお知らせ等はご年配の方にも理解しやすい様式に改める余地があるように認識しております。 一方、事務処理体制自体についても最小限必要となる様式1枚で全ての事務処理が完結するような効率的な方策がとれれば省力化につながると思われます。	私個人は新規採用当時適用課健康保険係に在籍しておりましたが当時不動産バブルの時代であったため大量採用が当たり前の時代でした。 したがって企業側も福利厚生面でやや認識不足なところが見受けられ再雇用の社員にもかかわらず新規取得扱いとし厚生年金番号を払い出してしまうような事業もあったのかなと認識しております。しかしながら新人であったため、さしたる問題意識を持つことができず、そのようなことの積み重ねが今日の記録問題の発端になってはいないかと省みている次第です。 その後職務経験を重ね直接記録訂正・追加などの業務に関わる部署に配属されることもほとんどなく今日に至っているようなところです。 したがいまして昨今の記録問題についても新聞報道等により、ことの重大性を認識しているようなところです。	上記(8)のような認識不足な点を踏まえ現在の記録問題及び将来的な改善策に携わるとすれば職員一人ひとりが今現在行っている業務自体が果たして世間一般の常識と照らして妥当なのかと問題意識を共有することが必要ではないかと認識しております。
6775	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	可能であれば、人員を増やし、記録の調査、回答に対してこれまで以上に期間の短縮を図るべきだと思います。	実際に問題を認識したのは平成19年の夏頃あたりです。年金記録問題は他人事とは思えない問題で、社会保険庁の信頼を裏切ってしまった決してあってはならない重大な問題だととらえていました。	過去の過ちによって、大勢の国民の方に多大なる迷惑をお掛けしたので、少しでも早く正当な金額を受給してもらえるように、最善を尽くして記録調査等、対応しました。反省点としては、チェック機能の甘さと、年金記録問題を問題が発生するまで、そのままにしてきてしまった事だと思い
6776	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金問題が社会的問題として報道されてから、入所。国民年金課において業務した際、本来、被保険者記録として記録されていなければならない記録が、処理の際に人為的作業的問題で記録に誤りが生じたと認識。社会的に報道されるにいたった時期。	人為的な作業体制に問題があると考え、被保険者記録の作成(入力)にあたっては、確認を重ね、上長への承認を常に心がけた。作業の繁忙に確認作業が稀薄になることがないよう対応した。 ねんきん問題の解決業務遂行時、日常業務と平行しての作業体制となっていたが、専任体制での解決が処理時間短縮となったのではないかと考える。 解決までに長期化し高齢被保険者への心理的負担等が今ほど増大しなかったと考える。 年金問題は、手作業で手書きとされた記録と機械化の際の入力誤り等、人為的作業での問題が多く見られる。また、厚生年金の事業主支払いに関しても、監査の徹底により改善が図れると思われる。 年金問題の対応にあたっては、人為的作業のミスの少ない、処理の徹底こそ今後、記録問題が
6777	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	受給者最優先の処理。	新聞等で報道されところ。	優先順位をつけて対応すべきであった。
6778	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	WMにまだ収録されていない旧台帳の記録を整備するのが第一。	本人が年金裁定時に申し出ている年金加入期間の記録が統合されていれば良いと思っていた。 本人が忘れている記録も、裁定請求時には090検索し、本人に確認していたため、記録に漏れがあるとは、WM未収録の記録があるとは認識していなかった。 知ったのは、報道で。	WMで検索できない記録でも、旧台帳や名簿などで追跡確認するよう対応。 反省点は、旧台帳の現行WMへの収録の遅れ、収録誤り、として挙げられるが、年金教育の不足が一番だと思います。被保険者ひとりひとりの年金制度への理解不足。事業主の理解不足。その理解不足を招いたのが年金教育の不足PR不足だと思います。自分自身の年金記録管理も必要だと思います。
6779	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	妙案はないと考えます。社会保険側としては一件一件あたっていくことになるでしょうし、また被保険者・事業所に対しては制度の周知をさらに図るべきだと考えます。	非常に残念な問題だと考えています。 テレビや新聞などで世間で騒がれ始めた頃です。	日々の仕事をきちんと行うことを改めて意識しました。 制度のわかりにくさもあると考えます。また運用面で無理があったのでは。
6780	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	検索システムのあいまい検索の範囲を広げる必要があると思います。	年金制度への社会的信用を失う問題。平成18年頃知りました。	相談の際にしっかり聞き取り、できるだけ統合されていない手番を探すようこころがけました。 反省点は、被保険者の方が年金記録について、確認する機会がなかったこと。オンラインで記録が見られない時代では、複雑な記録管理は困難だったと思われること。制度の内容と現実にできることに乖離があったこと。
6781	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	引き続き、個々人の申出を丁寧に聴取し、年金記録の確認・整理・統合、年金額の修正手続きを行なう。国民健康保険・介護保険情報を有する市 区町村への調査協力依頼を拡大する。未統合記録から特定できる事業所 事業主へかつての勤務者への照会を協力依頼する。	年金記録の適正管理ができていない、適正記録での年金支払いができていない等大変な問題と認識しました。 平成19年5月頃です。	国民生活にとって極めて重要な公的年金制度の運営を担っているということ を強く意識し、個々人の申出を丁寧に聴取し、年金記録の確認・整理・統合 を行ないました。あわせて、受給権者については、年金額の修正手続きを行ないました。 年金記録のコンピューター収録時の誤り、基礎年金番号導入時の年金記録統合の不十分さ、年金裁定時の職歴確認の不十分さ等が反省点として挙 げられます。
6782	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	紙台帳とコンピュータ記録の突合は必要だと思います。	国を信頼して保険料を支払ったお客様に対する重大な裏切り行為だと思います。 国会で消えた年金の存在が明らかになったときに知りました。(社会保険事務所に採用される前)	調査を依頼されたお客様には真摯に対応し、記録が見つかるように努力をしました。 問題が大きくなるまで放置せず、早期にきちんとした対応をとるべきであったと思います。
6783	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	お客様一人ひとりの年金記録をきちんと確認しながら、地道に整備していくしかないと思います。	昔の紙台帳等による記録を、オンライン化で磁気データにして管理するための切替え時に、変換ミスなど重大な事故が起こったのだと思っていました。 この問題について知ったのは、マスコミ報道があってからです。	お客様の年金加入歴や納付記録は、そのお客様の将来の生活に直結する本当に重要なものです。 そのことを肝に銘じ、大切に扱う気持ちが大切だと思います。
6784	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在定期便を発行していますが、まだ特別便が一段落していない為か多少問題はあると思いますが今後も継続していくべきだと思います。その際には 一緒に今よりもさらに年金のしくみ等すぐにわかるような図式による説明文等を 同封して(文字だけだと読まない)年配者にも親切な案内をしたほうが良いと感じます。	年金記録問題の事を知ったのは、平成19年の初め頃だったと思いますが、まだ当初は記録に誤りがあるのはごく少数だと思っていました。実際にはかなりの方が、なんらかの誤りがある事が判明して正直驚いています。	電話や窓口での対応で、わかり易く説明できるように過去の年金記録に関する資料を自分なりに整理し、年金のしくみや制度説明が出来るように勉強しましたが、まだまだ知らない事が多く勉強不足です。 問題の反省点ですが何年か前は窓口対応ひもお客様の立場に立って誠意をもって対応するという事が欠けていたと思いますがもうひとつは現役世代の頃からもっと制度説明等を広報するべきだったのではないかと思います。私が以前働いていた民間企業では一度も年金に関する説明がされませんでした。 このように世間で騒がれるようになったのを良いきっかけにしてさらに広く国民全体に年金のしくみを認識・理解してもらう必要があると思います。
6785	地方庁	その他(社会保険事務所)		市町村が保有していた台帳には、他制度の手帳番号が記載されたものがある。国年手番ファイルへ住所等を登録し、突合する。廃止となった推進員が一番地域のことを知っているので一時的に雇用して個別訪問を行う。	基礎年金番号導入時、手番登録ばかりしていたため、他番号有者がいることは知っていた。その際、事業所や本人へ問うも回答がなかった。国、事業所、個人の協力がなければ解決しないと思った。 ただ、報酬月額の問題は、マスコミが取り上げるまで知らなかったが、保険給付金の日額も関係	相談があるお客様に説明し、理解をいただいているがご相談がないお客様への対応・対策が必要と思います。
6786	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金記録の照会には、知識と経験が必要なことから、かつての資格照会担当の経験者を一同に集め、専門職として記録照会業務にあたらせる。 ただやみくもに、アルバイトを雇って人数を増やしても、なかなか記録の発見には結びつかないと思われる。	掛けたはずの年金記録が、年金番号に登録されていないため、年金受給に結びつかないということ。 今から15年ほど前、資格照会担当だったときに、厚生年金手帳番号を一人で複数持っている人が多数おり、一人の記録を社会保険庁ですべて把握することの難しさを知った。	なるべく本人の申立どおりの記録が見つかるよう、期間照会の精度をあげるために複数の名簿をあたったり、窓口や電話での聞き取り調査を行うなどした。 但し、特に厚生年金発足当時は、社会保険事務所も事業所、被保険者本人にも、年金記録の重要性が認識されておらず、名前や生年月日等の登録がいいかげんであったり、また戦後の物資不足のために、台帳やインクが粗悪な製品が使用されていたためにせっかく記入されていた記録が判読できなくなっているケースもみうけられた。 もっと早い時期に、厚生年金、国民年金の手帳は一人に一冊づつしか出せないので、管理を徹底するよう国をあげて啓蒙すべきであった。
6787	地方庁	その他(社会保険事務所)	事業所の新規適用や全喪の関係で、被保険者記録が、入っていないこと。共済組合の記録がすべて社会保険庁にきているわけではないこと。	一件一件、しっかりと調査して、誠実に対応する必要がある。	重大な問題と考えていた。平成19年に、メディア等で知った。	ねんきん特別便を送付した際には、社会保険事務所に、かなりの数の来所があり、一件一件誠実に対応した。また、重大な問題であることから、事務所内にプロジェクトチームを作り、専門的に対応できるよう提案した。この問題の 反省点としては、台帳等の手管理から、機械化へ移行するときの問題が大きな要因と思われるので、その時点での対策が不十分だった点。
6788	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	なし。	WM導入時の入力漏れ、確認ミスと認識しています。	名簿とWMの突合を再度行う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6789	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じあげません。	特になしです。	年金記録関係の業務に携わる事が今までありませんでしたので この年金問題が報道された時、驚愕した次第です。	窓口で来訪される方の記録が判明するよう自分なりに調査の手順を 学びました。 また、信用・信頼を取り戻すのにはどのようにしていけばいいのかを 日々の業務に携わるなかで考え行動してきました。 WMの導入期にこの問題点がわかっていたとの報道を聞きました。 やはり、この時点がターニングポイントだったのではと考えます。
6790	地方庁	その他(社会保険事務所)				
6791	地方庁	その他(社会保険事務所)				
6792	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に思い当たるものはありません。	処理時間短縮のため、進達準備、記録補正等に携わる人員の増員や、複雑な処理も、確実かつ早急に処理できるシステムの構築が必要と考えます。 また、現在複数の市が協力してくている、ねんきん特別便の未提出者に対する、連絡・確認等の事務を、各方面を通じて依頼できれば、より解決に近づくだろうと考えます。	年金記録問題が判明するまでは、記録統合がされていない人がいた場合、その都度手続きを行っていただければ、また、最終的には年金請求の際に調査されるので、問題はないだろうと聞いていました。 しかし、年金記録問題が判明して以降は、あまりに多くの方の記録が統合されていないことがわかり、これは、組織・システムが不十分な頃から積み重なってきた問題が解決されないまま現在に至ることとなった構造的な問題であり、可及的速やかに解決されなければならないものであると認識していました。 また、そのような問題が存在することを知ったのは、2002年ごろに健康保険の適用に関する係に配属された際、資格取得時点で、基礎年金番号がない人がおり、年金手帳に複数の手帳番号番号が載っている人がいることを知ったのが、年金記録問題に関することで初めて知ったときだ	年金記録問題は、全職員一体となって対応していくものであり、早急な解決ができるよういつも心がけていました。 一職員としてできることは、窓口、電話対応、事務処理を丁寧にかつ迅速に行うことでした。 また、できる限り率先して対応に当たっていました。 反省点としては、ねんきん特別便のようなものをもっと早くに送付できていなかったことや、年金請求時に、その都度確実に年金記録の確認ができていなかったことなどがあげられます。
6793	地方庁	その他(社会保険事務所)	20歳以前に遺族年金受給対象者として基礎年金番号が付番されている者や厚生年金加入してすでに20歳前に喪失しているものが、厚生年金加入及び20歳到達の際、氏名(姓)や住所が相違すると別の基礎年金番号が付番されている。	現実問題として、十分な聞き取りがないと難しいと思われる。 ただ、20歳以上の基礎年金番号の新規付番には、もっと慎重になるべきではないかと思われる。	社会保険事務所に入ってすぐ、国民年金を担当していました。その時、厚生年金や共済年金を退職しても、国民年金の加入届けや3号の届けをしない人がいるのに、厚生年金の番号には住所登録が無く、届出主義で大丈夫なのかと不安に思った。 平成9年の基礎年金番号導入時に、厚生年金番号を1人に対して、いくつもの番号を払出をしていることに驚いた。	平成9年の基礎年金番号導入時に国民年金担当だったので、市町村の担当者と連携をとり、転入者・厚生年金から国民年金に変更になった人などの聞き取りをし、基礎年金番号への手番統合に努めた。 業務課の担当になった際には、基礎年金番号不明であると事業所から報告があっても、聞き取りなどをし、確認作業をおこない重複付番を避ける努力を行った。
6794	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	職場一丸となって努力していくしかないと思います。	あってはならないことと思いました。世間一般に問題となったときです。	お客様へ誠意をもって対応し、お一人お一人にご理解ご納得していただくことです。調査や裁定業務に時間がかかっていることに対して、対応する職員の数が足りないのかと私は思います。
6795	地方庁	その他(社会保険事務所)	船員保険の期間で旧台帳の作成がされていても仮番がないものが多くある。また、仮番については旧台帳の漢字表記の氏名から仮番を作成していることから、氏名からの検索での抽出が困難である。 旧台帳の作成されていないものもあるため、正しい船舶所有者名、所在地の申し出がないと探	船員保険の仮番の払い出し簿、旧台帳(厚年・船保)をPDF化して事務所で確認できるようにする。	平成21年	氏名検索の際、多様な読み方による検索を行なうよう心がけ、また船保の仮番については生年月日から仮番検索を行なった。
6796	地方庁	地方社会保険事務局長	他には承知していません。		1. 年金記録問題として報じられた当初においては、年金請求時には必ずご本人に加入記録を確認していただいたうえで年金の決定を行っているため、既に年金を受給している方々に対しては正確な年金のお支払いができていると考えていた。また、現役加入者の方についても年金請求までの間に確認・申出いただける契機が十分あることから、ここまで大きな問題になるとは当初は考えていなかった。 2. また、標準報酬等の遡及訂正に関しては、社会保険事務所における給与簿等の調査が行われた結果であり、支給実態に沿って基本的には事業主からの届出に基づき行われているものであると認識していた。 3. その後、事務処理上の誤り等による記録漏れも多数存在していることなどが確認され当初の考えに大きな誤りがあると認識した。 4. 未統合の記録が存在することは以前から知っていたが、5095万件という数値は平成18年頃。不適正な遡及訂正処理についても同時期。	1. 特別便等による確認作業が開始されるなか、一方では記録管理の杜撰な点や遡及訂正処理などの不適正処理が判明しマスコミ等での報道が連日続いたことで、年金制度や社会保険庁に対する不安・不信感がますます膨らむ一途であった。 2. 窓口等では混乱を極め大半の職員が記録調査や相談対応を連日行ったが、処理の遅れや窓口の混雑等で二重三重の苦情に悩がった。 3. 職員に対しては、迅速な対応は当然のことながら、特に留意すべき点は大盆に受け付けた期間確認の申出書等の書類について、正確に管理を行うとともに進捗管理を徹底することで更なるミスの発生や苦情に繋がらないよう指示をした。 4. 反省点としては、受給者、加入者全てに対する特別便等の送付をあまりにも短期間で完了させたことや他の記録問題の対策を矢継ぎ早に実施したことであり、計画性がないと感じた。 適用・徴収といった本来事業の実績等にも影響を及ぼすとともに、お客様と現場窓口での様々な問題が結果として職員のやる気や誇りを失わせたと考えている。対策の実施に当たっては、現場の体制や発生する業務量等を見極め、計画的に実施すべきではないかと感じた。
6797	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	職員でひとつひとつ地道に解決していくしかないとおもいます	3年くらい前に報道などで知りました。	膨大な数になると思いますが、ひとつひとつていねいにやるしかない。
6798	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		未統合記録が5千万件ある。 平成19年頃。	適正・迅速・正確かつお客様の視点に立つ。 1人1人の記録を正確なものにするとともに、国民の皆様に対して丁寧でわかりやすい説明をす
6799	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		10年前ころ年金加入記録照会文書の回答業務を担当するようになったとき、被保険者名簿の被保険者の受給漏れが多数あり、本人からの照会がないと記録の整備はできないと思われ、どのようにするのだろうと思っていた程度でした。	年金請求、窓口来所の際はできるだけ090確認をした。 オンラインへの年金記録切り替えの際にすべてオンラインにのせるべきだったと思う。
6800	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			個人の年金記録が多数確認されずに、年金に結びついていないことは、お客様の大切な記録管理が適切に行われていないことと認識し、記録管理の重要性を痛感しているところである。 職場では、年金記録を業務センターに送達しており当然コンピュータに収録されているものと信じておりましたが、平成19年に年金記録問題が取りざたされてから始めて年金記録の管理が適正に行われていないことに気付かされ愕然としたところです。	国民年金特殊台帳の突合せを行って気付いた点はいくらパソコンに収録したから記録は完璧であると思っていても、紙台帳からの切替、さん孔タイプライターによる紙テープによる納付記録等の進達を行っても、その記録が正しく収録されているのか確認行為を確実に行わなければ今回のような記録問題は解決されない。 また、これから行われる紙コンの突合せについても、スケジュールを設定しての対応は必要であるが、記録を全く理解しない派遣社員等を活用した突合せを行うのであれば、責任感のない突合せとなる可能性がある。 突合せを行うのであれば、ある程度の研修期間を設けるなどスキルアップを図った後に行うべきではないだろうか。
6801	本庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。	年金定期便が送付されてから被保険者が年金記録の確認し事業所届出漏れ誤りがわかり透明性がでて被保険者が安心できるようになると思う。ただ標準報酬の決定方法や標準報酬決定通知書なども確実に被保険者が認識できれば誤りなどなくなっていくのではと思う。	滞納事業所を淡々と滞納処分として差し押さえをすると従業員その家族が失業してしまうことを想像すると滞納保険料を徴収することは容易ではないと認識していた。 年金請求の際に本人に職歴を確認して記録統合漏れがないように受付していた。しかし申し出がないとわかいらない記録たとえば生年月日や氏名相違の記録は未統合になりやすい。この問題の存在を知ったの平成11年以降だとおもう。	請求者に電話し本人記録であるかを確認し郵送にてやり取りをしていた。当時は被保険者名簿などのシステムが整備されておらずとにかく時間がかかっていたことも反省点だとおもう。
6802	地方庁	その他(社会保険事務所)		体制の抜本的強化		
6803	地方庁	その他(社会保険事務所)	①業務センター保管の旧台帳記録は、WM上収録されていない記録が一部あるため、被保険者等から勤務先などの確認をしない限り探し出すことは困難です。 ②厚生年金保険の被保険者名簿(紙台帳)や払出簿に記載されている年金番号の一部が、WM上収録されず欠番になっています。	①旧台帳記録をWM上に収録する。 また、旧台帳をオンラインで確認できるようにする。 ②被保険者名簿・払出簿に記載されている番号をWM上に収録する。 また、払出簿をオンラインで確認できるようにする。	基礎年金番号が導入された際に、番号の統合もれが多くあることは予想していました。前記(6)に記載したことは、平成20年に知りました。	窓口に年金手帳を持参された場合は、番号を複数もっていないか確認し、基礎年金番号へ統合するよう心がけてきました。 基礎年金場号導入時からシステムの改善が行われていれば、ここまでの混乱は生じなかったのではないかと思います。
6804	地方庁	その他(社会保険事務所)	無し		大半は本人が当時の年金手帳が不明なために統合出来ていないもので、調査すれば記録は判明するものと思っていました。報道等により問題点がある事を知りました。	氏名索引では判明しないものも多数あるという前提で、当人より丁寧に聞き取りし索引等で判明しない場合で当人の記憶が鮮明なものは、調査のうえ結論をだす為に申出書等を受け付けるようにしました。
6805	地方庁	社会保険事務所課長級以上		不適正な遡及訂正処理に関して、現在各事務所に保管されている過去の滞納処分資等を本部、ブロックに引上げ管理精査すべきと思います。	不適正な遡及訂正処理に関しては、代表社印の押印、貴金台帳、譲渡録等の添付されており適正な届出と認識しておりました。 基礎年金番号導入時の統合もれについては申請主義の考えがあり年金請求時までに統合できると消極的考えでおりました。	基礎年金番号導入時、お客様との接触する機会があるごとに説明し対応してきました。オンライン、マイクロ、紙台帳の突合を基礎年金番号導入時に行い、また、行政としてさまざまな組織に積極的アプローチをし早期解決に向け対処すべきでありました。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6805	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に知りません。	現在行なっている作業のように一人一人丁寧に審査を行っていくしかないと思います。	多少の未統合記録が存在することは認識していましたが、5000万件にも及ぶとは思いませんでした。また、この問題が存在する事を知ったのは平成18年に大々的に報じられた新聞報道で知りました。	当初は殺到する問い合わせ等に全力で対応し、その後、提出いただいた回答票の統合作業に現在も対応しています 昭和32年当時より、年金記録のずさんな管理が行われており、将来とりかえしのつかない弊害が生じるとの記述がある。こういった措置が当時あったにもかかわらず、その後この問題に対し、記録事務を中央に引き上げ・・・とあるが抜本的な対応策とはいえず、健全な記録管理がなされていたとはいいがたい。大きな問題ということは認識していたが抜本的な対応策を講じなかった体質、体制を改めるべきと考えます。
6807	地方庁	その他(社会保険事務所)		大変難しい問題になっていると考えます。年金制度自体が改正、改正で複雑になってしまっている現状、問題解決にむけて、ある程度のキャリアと知識を持った職員で対応している現状を継続していく事しかないように思われます。		事務所で個人ごとに振り分けてきたものを処理、対応した程度です。
6808	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	全職員一丸となり、資格記録の調査及び回答に取り組むべきだと思います。また、職員一人一人がお客様からの問い合わせに答えられるようにスキルアップすべきだと思います。	記録が抜けていた分を追加することにより、受給している年金額が減額になったりすることもあり本人に確認しつつ、慎重に対応しなければならないと思いました。 なお、この問題が存在することを知ったのは、ねんきん特別便を送付し、その後窓口接客中または、電話にてお客様から「記録が抜けている」と言われ気づきました。	記録が抜けていると申し出たお客様にはきちんと説明し、年金額の増額すること及び消滅されることについてはもちろんのこと年金額が減額される場合についても納得してもらうように接客または電話での対応をしました。 反省点としては、台帳管理の時代にさかのぼりますが、二重払出をしていたり、台帳転記等を怠っていたからこの問題が生じたと考え、なおかつ、その時代の名残りで杜撰な管理を引き続き対応していた点と思います。
6809	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
6810	地方庁	その他(社会保険事務所)	これまでに報道された内容等以外に年金記録問題について知っていることはありません。	事務所においては、記録調査担当職員だけではなく全職員が通常業務と合わせて記録調査(特別便)を行っています。このように全職員が当事者意識を持って記録調査を行っていく必要があると思います。	当初は、制度改正(基礎番号導入)により、基礎年金番号と手帳番号が存在することとなり、そのことが記録問題の要因であるとの認識でありましたが、その後オンライン化時の変換ミスや誤入力により多くの記録が検索困難な状況にあることが判明し、重大な問題であり解決には非常に多くの時間と労力そして被保険者・受給権者の方の協力が必要であると再認識しました。 問題の存在については報道等が取り上げた時期だったと思います。	本人が申立てしている期間については加入記録があるという前提で調査を行い、本人が思い出せない場合はできる限り記憶を喚起するように対応をすることを心がけました。 年金裁定時において、本人申請のみに依拠していたこと、本人が申請していないから別人記録である等の考え(当時としてはやむを得ない所もあったと思いますが)に基づいていたことではないでしょうか。
6811	地方庁	その他(社会保険事務所)			機械化するにあたり、業者委託を行ったと思うがでたらめな入力が多すぎる。 被保険者本人も意識が低く勤めるたびに、新しい年金手帳の交付を受けている人が多い。	年金請求手続き時にいろいろな名前の読み方にて検索、本人がなかなか思い出せないものでも根気よく本人に聴取し本人か別人かの特定に勤めた。 国民年金1号被保険者は住民票に合わせた加入となっているが、2号・3号は、事業所に委ねており、しっかり調べずに資格取得届を出すため新しい番号が交付されるケースが多い。手帳のないものは、職歴・住所履歴の確認が必要である。
6812	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にはありません。	現在は通常業務をしながら事務所のほぼ全職員が年金問題にかかわっている状態であり、それだけに集中して業務をしている職員が少ないため、一日も早く問題解決するためにも専門のスタッフを配置し集中的に業務にあたるのがよいと思います。また、そのために現在の人員数でやりくりするのではなく、できればその業務に必要な職員を増やしてあたるのがよいと考えます。	年金記録問題が存在することを知ったのは、年金特別便が始まってからくらいの時期だったと思います。 また、年金記録問題に対しては、単に記録の漏れがあったお客様の年金記録の訂正をすることだけの問題ではなく、年金に対する国民の皆様への周知の仕方や、社会保険庁のあり方についても問われた問題だと認識しておりました。	お客様の個々の事例ごとに対応するとともに、携わった過程で新たに見つかった記録についても個人を特定するなど、一件ずつ問題解決に向けて対応しました。通常業務に加えて出来うる範囲で現在も携わっております。 反省点については、事務所単位でお客様への対応が違っており(間違った対応をするわけではないですが、足並みがそろっていない感があった)、ばらつきが感じられたことが反省するべき点かと思います。
6813	地方庁	その他(社会保険事務所)		社会保険庁で未だ存在する未統合記録の消化の迅速化はもちろんであるが、あっせんの伴うような年金記録訂正については未だ法律の整備が必要と思われる。	期間照会業務に携わったことはなかったのでさほど意識はしていなかった。 未統合記録があるのは気づいていたが、記録確認申請時及び年金請求の職歴確認のときにおおかた整理がついていると考えていた。これほど深刻であると認識したのは恥ずかしながらここ最近である。	オンライン化が導入された時点で、未統合年金記録を扱う組織を別に設けて名寄せに労力を割くべきであった。とにかく早く着手すべきであったと思われる。 年金加入歴通知についても遅きに失した感がある。厚生年金保険にいたっては届出が事業主であることから、被保険者が自身の標準報酬月額が適正であるかどうか定期便で初めて知ったというのが大半と思われる。標準報酬月額の決定(改定)通知にしても被保険者への通知は事業主となっていることには前々から基礎していた。定期便によって常に被保険者のチェックが入ることで適正な届出が遂行されることが年金記録の適正化に繋がると思われる。
6814	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現時点においては、職員一丸となってねんきん特別便及び定期便に取り組むしかないと思います。特別便(定期便)が未提出の方には、何度も提出をお願いする文書を送付したり、電話連絡、戸別訪問をしたりして回収し、我々職員はそれに対して調査及び回答をすすめていくしかないものと考えております。	加入手続きの際、既に取得している年金番号を事業所や市区町村役場に伝えなかった方(特に、転職回数が多い方)について発生しうる事象として捉えておりました。この問題につきましては、入庁してしばらくしてから知りましたが、最終的に受給手続きをする際に記録がつながっていればよいと思っておりましたので、正直なところ、現在ほど問題とは思っておりませんでした。	以前は、最終的に受給手続きをする時点までに記録をつなげればよいと思っておりましたが、「1人1番号」の考えからしますと現段階においてすべての記録が統合されていて当然であり、この考え方自体、現時点では反省点としてあげられます。
6815	地方庁	その他(社会保険事務所)			未統合の記録が多いなとは思っていましたが、5000万件あるとは報道等についてはじめて知りました。	
6816	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	時間がかかるがひとつずつ処理していくしかないと思います。	厚生年金の手番が2重に払い出されていたとき、上司にどうしたらよいのかを聞き、記録整備の処理をしていました。私自身は、WMが導入されてから採用されたので、当時のことは分かりませんが、昔台帳で管理していたころは、そういった事もあるんだと言われていましたので、問題として認識したのは、今回の報道があってからです。	未統合記録など、ひとつずつ確実に、きちんと対応していこうと思いました。 手番の払出し簿など、昔は管理がずさんだったんだと思います。誤りをただし、今後は二度と起きないようにしていかなければならないと日々考えています。
6817	地方庁	その他(社会保険事務局)			基礎年金番号に収録されず、未統合のまま残ってしまっている年金記録が多く存在していることや、報酬改ざんなど、年金記録にかかわる一連の問題と認識していた。 業務にかかわる中で、未統合の手番が存在することを徐々に認識するようになった。	業務にかかわる中で、未統合の記録が見つかった場合は、その都度本人確認をとり、本人記録と判明した時点で統合処理を行ってきた。 現場では、業務に必要な記録しか見れないため、対応できる件数には限りがある。 もっと早い段階で特別便や定期便のようなものを送付すればよかったのではと考えている。
6818	本庁	その他(社会保険事務所)	知りません		昭和17年の年金制度発足当時の紙により管理されていた記録を、オンラインに移行した時の確認の甘さによるものが強いと感じています。採用時(昭和61年)から期間照会の業務があったので、そのころから氏名の振り仮名相違等により、記録が見つからないということがあり、認識して	入力時の確認を確実に行った。地方の事務所からは本庁に紙で届書を逓送していたが、カーボンでかかれた文字などが薄く読めないまで、逓送したり、またそれを誤って入力されていたりと、地方と本庁との連絡が不十分であったのも反省点と思う。
6819	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	紙台帳とWM記録の突合。 紙台帳記録の分析。 本人による記録の確認。	新聞、ニュース等で報道されるまで、問題として認識していませんでした。	問題の重大さを認識し、被保険者等からの記録照会について誠実に回答するよう努めた。 反省点 社会保険庁で管理する年金記録について、加入者本人に確認してもらう制度がなかったこと。
6820	地方庁	その他(社会保険事務所)		各事務所等において、全職員で最優先で記録調査、補正に取り組み、一日も早く回答できるようにする。		
6821	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	この調子で少しずつ記録を統合していく。	未統合の記録がすごい量だと感じた。 平成18年頃です。	対応する方の記録は確実に正確なものにしようと取り組んでいます。
6822	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号以外に複数の年金番号を持っている方の存在は、社会保険事務所に採用されて間もない頃にはすでに認識していました。その複数ある年金番号を統合するために毎年、生年月日ごとに統合のための案内を被保険者の方宛に送付していると聞いており、時間はかかるが基礎年金番号への一本化への対応をしていると思っておりました。また、当時は年金の裁定請求時に未統合の手番確認を行うものと聞いておりました。 なお、厚生年金の標準報酬の遡及改定や国民年金の納付記録の不突合等については、年金に関する業務に従事した期間が1年半と短かったこともあり、報道等で取り上げられるまでは認識していませんでした。	未統合の年金番号につきましては、窓口に国民年金の相談等にお越しになられた方に対して、年金手帳を複数お持ちの場合は確認するようにとの案内をするように心がけておりました。 年金記録問題の反省点としては、年金の裁定請求時に年金記録の確認をしているということで、確認しきれなかった記録に関しての調査をしてこなかったことと、平成9年に基礎年金番号を導入した後の継続した年金記録の一本化への取り組みが不足していたためだと思います。 厚生年金の標準報酬の遡及改定については、社会保険事務所の担当者やその指示をした者、場合によっては事業主等のモラル・意識の問題だと思います。 今後は職員のコンプライアンス意識の向上とともに、一日でも早く記録問題を解決するために、記録問題にじっくりと取り組むための体制をさらに整えることが必要だと思います。
6823	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	一件ずつ地道に記録の統合に向けて努力するのみである。	基礎年金番号導入後も、未統合処理の申出が多く統合に向け広報すべきかを考えていた。 ただし、はっきり言って一昨年の記録問題が報道されてから、未統合の多さを痛感したところである。	報道されているとおり、一人でも多くのお客様に対して早急に記録の統合が出来るよう考えているところである。反省点としては、最終的に年金請求時に職歴の確認をして記録の統合をすればいいという安易な気持ちがあったところである。
6824	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	事務処理の集約化・簡略化を進め、記録整備に対する知識や処理技術を持った職員を問題対応へ増員させるしかないと思います。知識・技術がないとその分処理に時間や労力がかかり、逆に現場が混乱し、事務処理低下につながると思います。(予算面も含め、なかなか難しいかとは思いますが・・・)現職員・OB問わずに。	自分自身非常に無いたとともに、年金制度および社会保険庁自体の存亡に関わる重大な問題であると認識していました。テレビ等で報道が大々的に行われるようになった頃から非常に危機意識を持ちました。	現実を受け止め、とにかく目の前の問題に真摯に取り組み、一日1件でも多く解決していくしかないと思いました(接客・電話応対含め)。反省点と言っていいのかわかりませんが、年金制度そのものの複雑化が挙げられると思います。また、機器操作システムも複雑なため、事務処理ミスの誘因(携わる職員の勉強不足も一因ですが)にもつながるのではないかと思います。
6825	地方庁	その他(社会保険事務所)	マスコミ報道等で公となっている内容が全てかと思います。	宙に浮いた年金記録が0件にならなければ解決とならないと思いますが、既に死亡している方もいれば、海外転出している方もいるかとおもいますし、思いつきません。	年金制度不信の大きな一因と考えております。存在を知ったのはマスコミ報道が最初だったと思います。	一連の年金問題により失った信頼を取り戻す第一歩として、電話来訪で照会いただいたお客様に対して、真摯な対応を心がけてまいりました。
6826	地方庁	その他(社会保険事務局)		現在実施している特別便や定期便を続けていくしかないと思う。	年金記録問題がこれだけ重大な問題になるとは思っていなかった。 年金記録問題が世間に公表されて知った。	事務所窓口に来所されるお客様に親切丁寧に相談にのる。 今まで長年決定してきた年金給付をお客様の身になって相談をうけるべきだったと思う。
6827	地方庁	その他(社会保険事務所)				
6828	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。	事業所、本人の届出誤り、コンピュータへの登録誤り等の原因により、本人の氏名、生年月日等が誤って登録されたため、本来の記録が別人のものとして管理されたまま本人の記録として判明しなかった問題。 平成19年頃	大変な問題だと考え、、本人の申し出た記録を判明するために、一つ一つ真摯な態度で対応しました。 具体的には、窓口対応の際は、本人に旧姓や他に使用していた名前があるかどうかを聞き取りし、名前の漢字の読み方を変えたりして検索し、記録を判明しました。 また、生年月日にも少し幅を持たせて検索し、記録を判明に結びつけたり、事業所の名前や所在地等から記録を判明したケースもありました。 反省点としては、年金記録問題の件数が多すぎるため、なおかつ本人からの回答がないと記録を統合できないため、すべての記録を統合するのは困難だという点です。また高齢者は当時の記憶が不明瞭なため、本人の申し出た記録が判明しないケースがあることです。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6829	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ありません。	別々の制度とされていた国民年金・厚生年金の記号番号を基礎年金番号へ一本化すること及び紙で管理していた記録をコンピュータ管理とすること、これらにあたっての過渡期の問題と考えていました。 過渡期のものと考えていたため、問題として認識したのは基礎年金番号の導入された平成9年以降になると思います。 氏名・生年月日の同じ方がいらっしゃるため、ご本人の協力なしには解決できないものと考えていました。	住所収録が完全でないため(厚生年金は事業主からの届出によるもののため)、金被保険者への文書照会は相当数の郵便の未送達と費用がかかると思いました。 そのため、年金の請求時に常に氏名検索を旧姓もふまえて行い、個々の請求者の方に勤め先などを確認して、統合処理をしていました。 反省点としては、年金の記号番号が個人にとって預金通帳の番号のように大切なものであるといった広報が足りなかったこと、また、記録を管理する者としての責任感が足りなかった(責任感が強ければ、過渡期であるとしても統合処理・収録処理等にもっと積極的な方策をとっていたのではないか)ことがあげられると思います。
6830	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	第三者委員会において、本人が資料を持っていれば、申し立てに基づいて記録を訂正できるようにするとよいのではないかと思います。	マスコミ報道がされたことで、問題を認識した。それまでは、WMの記録は正しいものと考えていたし、そのような認識で業務にあたっていた。実際に記録が大量にWMからもれている事を知って、ショックだった。	「勤めていたはずだ」というお客様にたいしては、以前よりもしっかりと対応するように心がけるようになった。 この問題については、職員ひとりひとりが、ちょっとしたミスがどんどん積み重なった結果ではないかと思います。普段の業務をひとつひとつ正確に処理してゆく必要があると思います。
6831	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特段ありません。	現行の事務処理対応については、ある一定の時期に終了すべきと考えます。 今後については、申立に対しての年金記録確認法等を整備の上、救済するのが妥当と考えます。	業務を行う中、一人の被保険者で、年金番号を数件近く持つ人も多数実在しておりましたので、何処かの時期に政府広報等を活用し、年金番号の統合化は以前より必要と感じてました。 ただ、年金記録問題を身近に認識したのは国会で問題になった時と記憶しております。	お客様には、年金記録問題に対し、個々に丁寧に説明させて頂きました。 反省点としては、平成9年に基礎年金番号制度が導入された時に政府広報及び統合作業しておれば、ここまで大きな問題にはならなかったと考えます。 疑重複表示が出ても確認をせずに新しい年金番号を払出をしていたなど非常に低次元な業務を行っていた事や職員団体の反対等も問題の1つであったと考えます。
6832	地方庁	その他(社会保険事務所)		過去の年金の仕組みや歴史について、若い職員では知りえないことなどがこの問題に取り組むようになり、たくさんあるものだと改めて感じました。そのためOBの起用などで、今後も対応して行けばよいと思います。	基礎年金番号の制度が始まった時点において統合されない記録があることを知っていましたが、年金請求時点で確認できるものと思っていました。 しかし、被保険者本人ですら忘れてしまっているような記録、転職をかさね番号を何件も取得している人など多数おられることを知ったのは18年頃です。	「ねんきん特別便」の送付が始まって以来、窓口にこられるお客様は、消えた年金という思いが強く別番号で管理されているが、基礎年金番号の導入後基礎年金番号に登録されていない記録ということを説明するのに大変でした。平成9年に基礎年金番号通知書を送付したことなどを説明しても知らないと言う方が多数おられました。徹底した周知がなされていれば、これほどまでにはならなかったと思います。今後も徹底した周知活動が必要だと思います。
6833	地方庁	その他(社会保険事務所)	未統合記録の中には本人が知らない間に厚生年金に加入手続きがされていた記録が多数あると思う。特に生命保険会社においてはこのようなケースが多い。窓口で直接本人へ話しを聞いても「講習会に一度行ったことがある」とか「名前を貸してほしいと頼まれたことがある」など雇用実態のないものと思われるものもあった。	事業所(特に生命保険会社)がこのようなことをどの程度行ったことがあるのかどうか調査してみる。	社会保険庁の総力を挙げて色々な方向で本人と結びつく記録については徹底的に調査を行う。受給者については時間的な問題もあるが社会保険庁は多少時間が掛かってもこれからも記録問題に対して誠実な対応をしていくことが大切だと思う。平成9年の基礎年金番号制度が導入された頃。	社会保険庁でもっている記録や資料はすべてオープンにし誠実対応していく。反省点としては平成9年当時でも既に誰のものなのかわからない記録が存在していることは社会保険庁でも相当数あることは分かっていたいたのではないか。だとすれば基礎年金番号を導入した際に記録整理・記録調査を徹底的するいい機会であったと思う。
6834	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		喪失ファイルに別人の記録が混在しているものがある。平成3年頃 氏名の読み仮名がでたらめのものがある。平成元年頃 基礎年金番号を導入したとき手番登録は後回しにする取扱であった。また重複付番も多く見られた。平成9年	喪失ファイルの混在については他課の担当であった。 読み仮名については本人確認が出来たら補正処理。 基礎年金番号については手帳確認したら登録処理、重複取消。 オンラインシステムの創成期でのコンピューターの未発達、職員やアルバイトの知識不足、業者もまた未熟だったものと考える。しかしオンライン化の導入は必須であったと考える。導入を遅らせても記録問題は起こったであろう。
6835	地方庁	その他(社会保険事務所)				
6836	地方庁	その他(社会保険事務所)				
6837	地方庁	その他(社会保険事務所)	繰上げ請求した人が一年未満の厚生年金期間がある場合、65歳時に何も連絡がいかないので手続きを忘れている人が見受けられる。時効特例にも該当しないので、時効になって損をしてしまう人が多い。	65才時に233号の用紙を送付してあげたらいいと思う。	請求時に手番がないか確認していたので、ここまで統合もれがあるとは思っていなかった。 5000万件残っていると報道されたときに知った。	本人が申し出なかった職歴以外にも手番があるときは、忘れているだけかもしれないので確認を入念に行った。 請求時に確認すればいいという認識があったので、基礎年金番号を導入したときに今のような記録確認作業をやるべきだった。
6838	地方庁	その他(社会保険事務所)	ございません。	一つ一つコツコツ調査を積けていくことだと思います。	年金額に影響するため、非常に重要な問題と認識しておりました。	一つ一つコツコツ調査を行いました。また、反省点につきましては、適切な年金記録管理の欠如以外ありませんので、より一層慎重に取り扱っていくつもりです。
6839	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金問題を認識したのは平成19年5月頃で、当時は、これほどまで大きな問題になるとの認識は無く、今まで通り自分にできる業務を丁寧に行っていけば必ずこの問題は解決に向かうものと考えていました。	これまで以上に窓口や電話での対応を丁寧に行おうと心がけ、目の前にいらっしゃるお客様の問題解決に一生懸命取り組みました。 反省点としては、窓口にしても電話にしてもお客様からの問い合わせがあって行動するものであって、もっと積極的にこちらから行動を起こすべきだったと反省しています。
6840	地方庁	社会保険事務所課長級以上		人員配置により進めるしかないと思う。統台帳とオンライン記録の突合を早急に進め、年長者からの記録の整備進め、もれ等が確認された場合は年金の支給を早期に行う。	大変重要な問題であると思った。ある程度の記録のもれ等はあるのではないかと思っていたが、これ程大量な記録のもれが存在しているとは思わなかった。	本人の申立を尊重し、あらゆる方向から記録の調査を進めた。また、記録が判明しなかったお客様に対しては、記録がないことへの説明を納得いただけるよう丁寧に対応した。 事務処理体制が整備される前に、いろいろなことが実施され、結果的にお客様を長時間待たせることになってしまった。今後は、何かをやるときは、その反省に答えられる体制を早期に構築し実施していくべきである。
6841	地方庁	その他(社会保険事務所)		未統合記録について、既に死亡しているものも多数いるため完全な解消は不可能ではないかと考えますが、厚年の事業所記号等が判明していない記録、国年の住所が登録されていない記録について整備を完全に行い、相談対応時などは、なかなか「とくべつ便」の提出状況、疑重複記録を確認するのは難しいため基礎年金番号情報照会画面の処理区分などから確認できるようにするなどして、別件での照会の電話や来所対応した際に疑いのある記録を解消できるようにし、さらに、何度も確認をしないよう、確認表示を簡単に行えるように改善し、1件でも多くの未統合記録を整備していくことが解決させていくことではないかと思います。	事業所から新規取得で届出があれば生年月日がいつであろうが確認せず取得を処理し、重複取消が提出されればすぐに整理するなど、ひとつの番号での管理をする感覚は無く、手帳の再交付申請などで検索を行う際は他の番号が確認されても申請のあった期間の確認できるものの対応しかしていなかった。そのような記録の管理から発生し、その積み重ねで起こった問題だと認識しています。	当時はそのような問題意識にはいたらず、対応してはいませんでした。 個人情報保護という部分もあり疑重複が発生した際に確認するのは難しいが、そういった事の無いような対応「基礎年金番号の導入」などを早期に行い、問題提起、早期対応、早期解消が必要であり、今後の信頼回復には必要だと思います。
6842	地方庁	その他(社会保険事務所)		確かに年金保険料を納付していたにもかかわらず納付として記録されていない方には申し訳ないと思いますが、そのような方は一握りです。市町村にも社保にも納付となっていない国民年金記録を期間が1年未満だからとか2年未満だからといって納付記録にしてしまうのは、それこそずさんな補正だと強く感じます。 事務納付していた方との公平性が欠ける処理だと思わずにはいられません。厚生年金に関しては、第三者委員会で斡旋するケースの中に適用事業所となっていない事業所に勤務していた場合でもみとめるような事例があると聞いています。今まで、私たちが行ってきた業務はいったいなんだったのかと思います。時間がかかっても正しい記録を見つけるべきです。 迅速に記録統合をして、納付していないものを納付したと補正して、国民受けをアップさせることがこの問題の解決になるのだとしたら残念でたまりません。 もっと、政府は国民にどうしてこのように漏れている記録があるのか、社保や市町村だけのせいなのか、国民が思い違いをしている部分もあることを認識させるべきと思います。それも、信頼の回復の一歩のひとつとも考えます。	窓口相談として数多くの記録を統合してきました。氏名の読み違い(入力処理したあとのチェックがあったのかと思うほど)や生年月日違いもありますが、多くは基礎年金番号ができたときに他の記録(手番)があるにもかかわらず無回答であったため、統合処理までもっていけなかった事例がほとんどです。平成9年時点での取り組みが中途半端だったように思えます。	平成9年にはさかのぼれないが、今はこれだけ特別便や定期便について報道され年金について国民の方に関心をもっていただいてありがたいと思っている。しかし、いまだに窓口に特別便の回答を手元にもっている方が多いのには驚きます。こんなに本人宛郵送しているのに、こんなに報道しているのにと思うのは、この仕事をしている者の思い上がりなのでしょうか。
6843	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られている問題以外は存知あげておりません。	記録の統合を進める以外に近道はないのだろうが、「社会保険庁が必ず間違っていて」、「事業主の届出は常に正しく」、「被保険者の記憶は常に正確」という認識が変わってほしいと思う。「組織が信用をなくすとどうなるか」ということを痛感しました。	社会保険が始まって以来の問題が内包されている根深い問題であると認識していました。古い台帳を見ると読めないような字が多いですし、昔はこれで給付をしていたのかと思うと驚きです。問題の存在を知ったのは平成18年頃ではなかったかと、思います。	資格照会の担当者はだいたい年配の女性の職員が多く、本人の記録を見つけても通知を出すだけで基礎番に統合をしていませんでした。統合すべきではないかと、話しました。 社会保険庁みずからこの問題をあぶり出せなかったのは恥ずかしいこと。自らを省みられるような組織に変えていかなければならないと思います。
6844	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	年金記録問題についてはこれまでも取り組んできたとおり、すべての記録が適正に統合され、確認できるまで調査確認作業を進めていくのみだと考えます。	問題を知ったのは、2007年1月ごろでした。 国民の最終的な生活の糧となる年金記録が不適正であるとうことはたいへん大きな問題であると思っていました。	年金記録が適正にオンラインに反映されていないこと、またそれに対して、事後処理ができていなかったことが原因の1つと思います。その後も特別便に回答いただいたものに対する調査・回答もお届けできていない中、定期便の発送を行うなど、被保険者に混乱を招くような通知方法をとったことについても、問題かと考えます。受給者・被保険者が求めていることは何かということを考えながら、これまで記録問題で来所される方やお電話いただいた方の応対をしてきましたが、信頼回復のために一番大事にしてきたのは、その場しのぎの回答、応対をしないということで
6845	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	—	・業務取扱要領に基づき業務を行っていたため、特に問題として認識しておりませんでした。 ・いわゆる「年金記録問題」として発覚した時点に認識したことになります。	・社会保険庁からの指示に従おうと思いました。 ・基礎年金番号制度導入時に全ての記録の整備を行うべきだったと思います。
6846	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知っていることはありません。	誰のものか不明の記録を見つけ出し整理を進めるためには、どうしてもご本人への確認が不可欠です。特別便・定期便で回答いただくこともちろん重要ですが、窓口で記憶を辿ることで忘れていた記憶がよみがえることもあるでしょう、間違って別人の記録を統合してしまわないよう、慎重に聞き取りをし、記録確認を行なう必要があると思います。 特に事務所窓口や市町村窓口、年金ダイヤル等直接ご本人と対応する方のレベルの高さが重要なのではないでしょうか。単純に検索するだけでなく、名前の読み方・事業所の名称・所在地・同僚の氏名、当時の生活状況等、根気よく尋ねることで判明する記録もあるかもしれません。対応する方のレベル向上・また市町村への対応依頼等を行なうべきと思います。 また、私は現在事務センターに配属されていて、直接特別便対応等は行なっていないのですが、LANの投稿などを読みますと、経験者の方のマニュアル等が上がっているようです。私自身不勉強なので、自身でも学習し問題意識を持つべきだったと反省するところもあります。できれば実際にどういうケースが多いか、注意点は何か、ご本人に確認すべき事項は何かなど学習・研修等を行なう機会があれば良いと思います。	消えた年金・宙に浮いた年金の問題については、マスコミで問題になる以前から事務処理の過程で本人のものと思われる記録で、未統合のものが多数見受けられていたため、将来記録統合ができるのか不安に思うことがありました。ただ、この時点では年金受給の際に記録統合ができるものと思っておりましたので、実際に問題として強く意識したのは、マスコミに取り上げられ具体的件数やケースが上がってきてからです。	年金制度加入の際に新規付番する際には、他の基番・手番を持っていないかどうか必ず確認し、本人のものと思われる番号が発見された場合は可能なかぎり本人へ連絡し、統合手続きを行っていただくよう案内します。また、市町村役場で受付されたものについては、市町村担当者へ連絡・確認を行なった上処理を行ないます。 年金記録問題は、過去に制度ごとで別番号を払い出していたこと、また本人が手帳を提示せず毎回新番を払い出したために複数の記録を持ってしまったことが原因なのは周知の事実です。今後は極力付番時は慎重に記録を確認し、また統合する際も確認を怠らないよう一人ひとりが留意するほかないと思います。
6847	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録管理システムの整備 市町村名簿等の保存及び検索システムを早急に整備する。 古い記録に対する正しい知識を持った職員の配置及びマニュアル等の作成・研修	年金額に直結し、早急な解決が必要な問題	ねんきん特別便の処理等できうる限り早急に処理を行った。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6848	地方庁	社会保険事務所課長級以上	承知していない。	なし	国会等で指摘されていたが、今回のような問題が生じているとは思ってもいなかった。 マスコミにより報道され、組織として問題に取り組み始めるまで十分な認識が出来ていなかった。	組織として問題に取り組み始めた当時は国民年金課に属しており、率先して記録調査に取り組んできた。
6849	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	早急に処理を進めるために人員、予算等をとり職員がひとつになり精一杯がんばるしかないと思います	年金は老後の生活にとって収入の柱となるものであり、たいへん大きな問題と思いました。 年金問題が国会で取り上げられ、5000万件もの宙にういた記録があると知ったのはそのときだったと思います。	自分にできることを精一杯することしかありませんでした。 記録の管理体制、チェック体制、基礎年金に統合した際にもっと広報を行い進めておればと思いました。
6850	地方庁	その他(社会保険事務所)		最近国民年金旧台帳とオンラインとの突合の作業をしていますが、1件1件丁寧迅速に処理をするよう気をつけています。	平成18年から事務所の再裁定進達の担当をしていましたが、平成19年6月頃、5000万件の中に浮いた年金記録が報道されてから、再裁定の受付件数がかなり増えたことを実感していました。	その後平成19年8月末まで再裁定進達担当でしたが、その間は何とか進達が遅れないよう迅速に処理をしました。担当でなくなった後、年金特別便が送付されると更に再裁定受付件数は増えていき、しかし担当人数は増えなかったことで事務所滞留分ができてしまったと思います。
6851	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	年金記録問題の完全解決は不可能と考える。(元々、厚生年金は、事業所ごとの管理となっており、特にお店や飲食店等の場合は、屋号と会社名が全く別ということも多く、本人の記憶のみでは記録を探し出す足がかりともならないケースも多々見受けられる。) しかしながら、記録が欠落したことにより、不利益を被った方に対しては、正しい記録として正しい年金を支給することに全力を注ぐ必要あると考える。 このため、事務処理のスピードアップを図ることが必要であり、処理体制の見直しを行い、合理的に行う必要があると思う。具体的には、現在は、各社会保険事務所において照会を行い、記録訂正等必要な場合は、管轄社会保険事務所へ依頼を行ったうえで、本人に回答、その後必要がある方には、年金の再裁定を行うという流れになっているが、回答までに時間を要することが問題である。記録照会こそ集約を行い、一箇所で照会、回答を行い完結させる方が合理的であり、	新規採用時(昭和63年)厚生年金の資格関係の処理を行う際には、記録不備のため、かなり整備を行った記憶があり、既にその時点から潜在的な問題はあったものと思う。	そもそも、オンライン化を行った時点で、完全に記録を移しておかなければならなかったものを、裁定請求時に確認を取ればよいとの考えで、全ての記録をデータ化していなかったことが、全ての誤りであると考える。
6852	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ご紹介いただいた件について一日でも早く回答ができるよう調査をしていく。	報道(テレビ)で見たのがはじめです。	マニュアルに応じた対応(対応に違いがあってはいけないと思うため)。現時点では一日でも早い解決調査しか考えられません。
6853	地方庁	その他(社会保険事務局)	事業所事務担当者の認識誤りが多かったと思う。基礎年金番号導入時のpR不足。共済組合情報提供不足。	事業所、社会保険庁の持つデータ、本人の申し立てのすり合わせ。じっくり調査等が必要と思う。短期間で集中して調査が終了できるものではない。	紙台帳の管理、住所変更、事業所名称変更等の管理、機械化になった時の管理の不十分さ、事業所担当者、職員、市町村職員、本人の認識確認誤り等、保険料と税の関係、すべてのことが問題のもとになっていると思う。そのような問題が存在すると認識したのは、採用までなくです。当時国民年金の担当課にいたが、厚生年金でも10冊以上手帳保有されている方がいた。	お客様への制度の説明、メリット、デメリット等。反省点については、短期間で処理をしていること。(あらゆることに調査が必要と思う)職員一人一人の温度差(人によっては、その場しのぎの者もいる。お客様の立場にたって相談調査が必要。)調査確認資料の不十分さ
6854	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金の加入記録には事業所名ののっていないものがある。	厚生年金の加入を本人に問い合わせる前に業務センターで記録の整備をする必要があると思います。	一本化していない番号が、これほどたくさんあるとは認識していませんでした。正しく認識したのは平成19年ごろです。	過去に社会保険庁として記録問題を解決する機会があったとおもいます。たとえば61年の法改正とか平成9年の基礎番号ができたときなどに解決する努力が足りなかったとおもいます。。記録の訂正、登録、年金の再裁定に携わる人員の増員が急務とおもわれます。私自身は毎日再裁定処理など記録問題に取り組んでいます。
6855	地方庁	その他(社会保険事務所)	職員採用になって、まだ1年半ですのでわかりません。	会社事務員に年1度、説明会を開いて制度の周知を図る。 税務署や労働基準監督署は年一度説明会を開催していました。 (税務署は年末調整に関して、労働基準協会は労働保険に関して) 3号や退職後の国民年金への切替の従業員への周知のお願いなど、会社の事務員の力量の差は大きいと思います。	平成9年当時、基礎年金番号通知書をもらったのは、前職の団体職員の時でした。 前職の職場は手帳管理も厳しく、手帳紛失は言語道断な所でした。 通知書は必ず年金手帳に貼ること、他に番号を持っている人は社保庁に葉書を返送するようにと徹底されました。 あの時、他に番号を持っているのに返送していない人達が、いわゆる浮いた年金と言われているのかと認識していましたので、一方的に社保庁ばかり責められるのもおかしいと感じておりました。	反省点とすれば、基礎年金番号制にした平成9年当時にお知らせをもっと徹底しておけばよかったかと思います。
6856	地方庁	社会保険事務所課長級以上	年金記録等すべて庁の指示通りに送達等事務処理をしていたので当時はその現状で年金記録は完璧だと思っていたので他に何があるかわかりません。	現在実施している対策しかないと思われるので地道に処理をしていくしかないと思う。 この記録問題については一方的にマスコミ報道がされ社会保険庁の説明が無く正しく理解してない方が多い。今からでも正しく理解をしていただくよう方策をとる必要があると思う。	5000万件と聞いてこっちがびっくりした。 これまでの年金に対する意識の低さを痛感(双方とも)。 マスコミ発表のときしか知るすべが無い。	窓口対応者として誠心誠意対応するしかない。 年金についての関心がこんな形で高まるよりもっと前から何らかの方法で周知し感心が高まっていればここまではならなかったのではと思う。
6857	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	「この問題」の範囲がはっきりしませんので、どのようにお答えすればよいのかよくわかりません。	平成17年頃。マスコミ報道による。	様々な形があるので、それらを全て「年金記録問題」という言葉でくくるという事に疑問を感じます。 それぞれの案件に対して、それぞれに対処してゆく。 地道にそのような作業を繰り返してゆくことが大切だと思います。 現時点までの様な時間・時間、報告・報告ばかりで追い立てられた作業(マスコミでも派遣職員が業務を行っていることについて批判的報道がありましたが)の結果、数年後または数十年後に新たな記録問題等起こらないか不安に思っています。
6858	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	過去の記録に関する、現在の記録解決に向けた作業の流れは、このままでもよいと思います。あとは、もう少し回答までの作業スピードのUPと第三者委員会での救済基準を緩和することが必要と思います。(すでに新聞報道では緩和の方向で話が挙がっていますが・・・) 今後のこととしては、入力ミスなどによる記録の誤り(ヒューマンエラー)は、いくら注意してても、起こるものと思います。それを防ぐ為に、WMシステムのチェック機能の強化が必要と思います。WMシステムのチェック機能の強化は、今後の年金記録の安心性・確実性をアピールできるものになると思います。	保険料負担と給付が結びつかないという、あってはならない重大な問題、年金制度の崩壊につながる問題と認識しています。 問題として、意識するようになったのは、新聞報道があったころからです。	現職員が責任を持って対処すべき問題と考え、積極的に業務にあたり、窓口に出た際には、誠心誠意対応しようと考えていました。 《反省点》 制度導入以降の年金に対する意識の低さ、すなわち、広報の不足。このことさえ、しっかりしておけば、1人の人がいくつもの年金番号を持つことがなく、今の問題のほとんどは防げたと思います。また、紙ベースから機械管理に変わっていく際のチェック体制の不備、申請主義に傾倒しすぎであったこと。などが反省点として挙げられます。
6859	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道されている事項以上のことは知りません。	まずはねんきん特別便、ねんきん定期便における申立てに対する確実な調査と回答をしっかりと進めていくことが大切であると考えている。現におかしいと指摘を受けている内容への対応を最優先にするのは当然である。 そのうえで、今後新たにこのような混乱が生じないように定期的に皆様に年金記録を確認いただく機会を設けているので、そこで確実に確認いただけるような仕組みをしっかり機能させるようにする努力をしていく必要がある。(これだけの大騒ぎになっているにもかかわらず、国民年金とは何ですかという人も相当数いることも事実である。)	そもそも5000万件の未統合手番の問題は平成9年の基礎年金番号制度導入時には制度で別々の番号を付番することの問題点を認識していて、その解決のためにこれを導入したのであるから、少なくともその時点ではいわゆる年金記録問題を認識していたといえる。 特に被用者年金の資格喪失後に国民年金1号の資格取得手続きが行われないケースが多く、その把握が基礎年金番号制度発足前は困難であったこと、また、一人一年金といいながら一人の年金記録がバラバラに管理されていることで個々の状況が把握できていないことの弊害の是正をする狙いで導入されたと当時は考えていた。基礎年金番号を導入し、被保険者の方に未統合手番の照会を段階的に行っていたが、回答される割合が高くなかったこともあり、解決までは相当長期間の時間を要する問題であると認識していた。 ただし、紙台帳の1400万件等々の問題は報道があるまで認識していなかった。	本人からの照会があったとき、手続き時には未統合手番がないか常に確認し、ご本人に説明、判明分は基本的にその場で処理を行ってきている。しかしながら、それ以上の対応は一係員のレベルでは困難であると考えており、特に意見を挙げる等のことはしてこなかった。 この問題については、基礎年金番号制度発足から10年を経てなお多数の記録が未統合であったことが報道されたことに端を発するが、逆にいえばそれまで基礎年金番号制度や記録の重要性があまり国民の皆様に理解されていなかったということでもある。また、古い紙台帳のデータ化を急ってきたことにもあるように、行政サイドもその重要性に見合う積極的な対応をしてこなかったこともあると思われる。 年金記録問題がここまでマイナスイメージで報道される前に、少なくとも基礎年金番号発足時点で記録統合の大々的なキャンペーンを張り、必要な人員を確保して対応をとることができていれば、年金不信はここまで広がることはなかったのではないかと考える。
6860	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金の専門知識を持った人材を適材適所に配置して少しでも早く適正化していく。	日々の業務と平行して、一刻も早く年金記録の適正化を図るという重要な問題。	適用(取得・喪失)時の管理方法に問題があったのではないかと思われます。
6861	地方庁	その他(社会保険事務所)	「世間一般に知られていない」と言う意味で言うならば、そもそも基礎年金番号と手帳番号の区別のついていない方も大勢いる。 ・オンライン化したときの、オンラインへの収録漏れ、収録誤り。 ・各事務所で扱っていた紙台帳の記録をマイクロ化するときに、マイクロ化がもれている記録。形式的にはマイクロに収録したものとして扱われているため、オリジナルである紙台帳はすでに破棄されており、記録の復旧・確認は実質不可能。 ・業務センターで扱っているカセットオープンされていない旧台帳記録。 マスコミにはどれも流れていると思いますので、知られているといえば知られている問題です。	従来どおり、判明済みの加入記録の通知(定期便、特別便)。ならびに、本人記録の可能性の高い記録を送付し、回答を待つ。 オンライン時の収録漏れについては、マイクロから再度全件確認する以外に方法はないと思う。 カセットオープンされていない記録については、一刻も早くWMに収録。一応共090-1で氏名検索はできるが、事業所名も期間も分からないのでは対応が困難。 標準報酬の記載されている定期便が現役にしか送られないのは少々腑に落ちない。一度くらいは特別便同様、標準報酬について送るべきなのでは。	裁定請求時に確認すれば良いものと考えていた。記録問題が騒がれるまで、すべての記録は共090で出てくるものだと思っていたので、支障がさほどあるとは考えていなかった。 認識したのは年金記録問題が取り上げられ、期間照会担当になった時点。これはマスコミに叩かれてもしょうがない、と正直思ったもの。	厚生年金期間照会の担当であったため、日々の仕事が年金記録問題への対応だった。 年金記録問題の社会保険庁側の最大の問題は、被保険者に対する加入記録の通知を怠ってきたことであると考えている。以前、大学校の行政学の授業か何かで「行政はNotice&Replyだ」という話を聞いた記憶があるが、これがなされていなかったわけなので。何度か通知する案が出たものの、コストの問題で実現しなかった、というような話を聞いたことはあるけれど……。
6862	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	厚生年金資格記録がまだ、カセット状態になっている。 資格画面に記録をおろせば、特別便の回答が早くなると思われる。	年金相談窓口で誰の記録であるか確認できないような記録が多々あった。 今のように、個人的な情報を提示できなかったので、相談者の記録であると思われても統合できないなど、矛盾を感じていた。 年金相談窓口や年金給付課を担当すると誰もが直面する問題であり、個人への情報提供のしばりに壁を感じていた。	特別便・年金相談窓口等で相談者に対してできるだけ情報を提示し、過去の記録について思い出してもらったり、理解していただくように努力している。 年金制度については複雑なので、わかりやすい言葉で対応して制度に対して理解を深めていただくようにしている。
6863	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	様々なケースがあるので一致させるのは不可能と思われる。 増額になる方のみ積極的に調査すべき	国民年金の納付漏れについては職員の怠慢だと感じた。 マスコミで騒ぎ始めたときに知った。	調査以来については出来る限り詳細に調査した。 反省点は平成9年の基礎年金番号発足時により積極的に周知すべきだと思う。
6864	地方庁	その他(社会保険事務所)			TVや新聞等で報道されるようになるまでは、自分たちが行っている仕事は全て正しいものと考えていたため、問題意識はなかったと思います。 そのため、年金問題の存在を知ったのはTVや新聞等で報道されるようになってからだと思います。	ねんきん特別便の処理を行うことによって、一人一人の記録を見直し、誤りがあれば、正しく訂正する。提出いただいてから回答がお手元に届くまでに、長期間を要しているため、少しでも早く回答できるように努力しています。 また、来所されるお客様やご連絡をくださるお客様に対しては、親切・丁寧な対応をして、これ以上不安・不快な思いをさせないように心がける。 ねんきん特別便には社会保険庁で管理している記録のみのお知らせでよかったのではないかと思います。(共済組合記録など、持っていない記録まで記載する必要はなかったのではないかと思います。) また、特別便の処理が全て終わらないうちに次々といろいろな通知をお客様あてに出したため、お客様はもちろん現場も混乱し、一つ一つの処理が遅れているのではないかと思います。(同じお客様から同じ特別便が何通も届くなど、余分な処理が増え、処理が遅くなっていると思います。)

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6865	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	新たな重複払い出しは、極力無くす。 定期便での報酬と保険料とのチェックを意識していただく。 処理誤りを無くす。	1人で複数手番を持っていたことの問題は、個人都合で生年月日を偽り加入していたり、前職無しとして加入したりと、個人の責任が大きいと認識していました。 何社も職歴がある方でもきっちりと管理している方がほとんどで、調査する方は、少数と認識していました。 10年程前の期間調査の係りに配置の際に知りました。	本人からの照会により対応し、年金請求時の職歴確認で最終完結していると考えておりました。 当時(基礎年金番号導入より以前)は、手書きで各事務所での管理で重複払い出しは避けられなかったと考えます。手帳の保管や重複なら統合する広報を徹底できれば、件数は抑えられていたと考えます。
6866	地方庁	その他(社会保険事務所)	思い当たることは特にありません。	「解決」とは、どのような状態を指しているのか、それすら見えていない状況だと思います。 「解決」がすべての記録の持ち主を特定することだとすれば、可能かどうかは別として、1件1件調査していくしか方策はないと思います。	手番の存在は認識していましたが、裁定請求時に職歴確認をするので、その際に記録統合すればよい、と考えていました。 具体的な内容について知ったのは、マスコミ報道があった後です。	報道後は、殺到する問い合わせに対して、とにかく丁寧に調査していくしか対応策はありませんでした。 オンライン化の際の入力ミスが多すぎたと思います。
6867	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。	年金定期便による年1回のお知らせは有効だと考えます。	年金問題として国会で取り上げられるまでは、平成9年の基礎年金番号導入以降、過去記録の整備は随時行われていると認識していましたので、特に問題があるとは認識していませんでした。	年金記録について注意を促す意味でも、やはり定期的に国から本人に、記録のお知らせをしてくるべきであったと思います。
6868	地方庁	その他(社会保険事務所)	事務所の業務課で働いているのですが、厚生年金の資格取得届を処理する時の疑重複は、止めるべきだと考えます。 一つに、疑重複にすることで、仮番号が設定され、その人が会社いるうちに、疑重複を提出すれば、問題ないと思いますが、その人が年金をもらえる歳になって、記録も覚えてなかったら、また宙に浮いた年金になり、繰り返すだけだと思うので、保険証がほしいので、早く処理してほしいと思いますが、それを繰り返していたら、後々、大変なことになると思います。 疑重複の取り扱いをなくすべきだと考えます。	手番などは、本人が申し立ててくれれば、探せると思いますが、そういう誰のかわからないような記録は、年金の相談や期間照会などで調べるときに、抜けている期間に疑問を持ち、本当に空白の期間なのか本人に聞くなどして、一人に時間をかけて調べるしかないと思います。	今、年金を受け取られてる方にとっては、大事な収入であって、ちゃんと納めた年金が消えて、大変な問題だと思いました。 ただ消えたわけではなく、本人の記録かわからない記録なので、できる限り速やかに解決していくしかないと思っていました。	一人一人に誠心誠意対応することを心がけ、年金の記録を探すことと、その人の気持ちになって対応します。 名前の読み方などの確認不足、手番を何個も持っているような事が、年金の記録問題になったと思います。 今後は、基礎年金番号の管理、個人情報の管理などを徹底するべきだと思います。
6869	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし		職員全員が関心をもち解決していかなければならない問題と認識した。	常に正確な事務処理と管理。
6870	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じません。	お客様にご質問に対して、誠実に、かつ確実にお答えし、信頼回復をしていくしかないと思います。	新聞報道により、記録の改ざんが行われている可能性が指摘され、その後事務所に対して調査命令が来たときに認識しました。	旧国民年金台帳の記録を自ら休日出勤、時間外で確認、整備に協力してきました。また、年金相談においてお客様に誠実に対応し、謝罪をしてきました。反省点としては、中央と地方庁において記録関係事務の認識に乖離があったものと考えます。
6871	地方庁	その他(社会保険事務所)				
6872	地方庁	その他(社会保険事務所)	よくわかりません。	お客様との徹底した話し合い(その人の人となりや歴史を聞き出す)、辛抱強く何度でも調べ直す。また、年金制度が複雑なので国民の皆様にわかりやすく周知することが必要と思われる。	いつ頃かはよく覚えていませんが、マスコミ等で騒がれてからかも知れません。誰の記録がわからなくなるということは絶対にあってはならないと認識していた。	お客様との徹底した話し合い(その人の人となりや歴史を聞き出す)を行おうとした。また、氏名・生年月日等の誤った入力や届出があったことがここまで大きな問題になってしまったのではないかと思われます。
6873	地方庁	その他(社会保険事務局)		時間をかけて、1件1件解決していく以外に方法はないと思う。	確実に解決していかなければならない問題であると思っている。 平成19年頃	ひとつひとつの案件に関して、丁寧に対応するよう心がけた。 年金制度が始まって以来、様々な問題が積み重なって生じている問題なので、システムを大きく変えた時などに、時間をかけてでも確実にチェックしておくことが必要だったと思う。また、法令に基づかない処理をしている点も反省点として挙げられると思う。
6874	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	カセット、保存記録になっているものを、ひらき、速やかに確認ができるようにする。古い台帳の文字も読み取りにくいものがあるので、なんとかできないでしょうか。	高齢になってから、記憶をたどるのは、困難な面が多く、難しい問題であると思いました。	できるかぎりの情報を集めて、本人記録と結びつくように対応してきました。 先を見通しての対処ができていなかったことが反省点だと思います。
6875	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	記録整理問題について、民間委託はすべきではないと考えます。	その時々の世論や風潮にあわせて年金制度も変わりすぎている。 年金の記録という大事な事業を当時アルバイト等に任せていたのも問題であるし、基礎年金番号制度になったときに、年金制度についてもっと周知すべきだったと思います。 年金記録問題というよりも、制度そのものに問題があると思います。	被保険者の方々の不利にならないように対応したいと思っていますが、3号特例の問題等、まだまだ問題点は多いように思われます。
6876	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在行われている、ねんきん特別便・定期便について、一つ一つの調査及び回答を丁寧にしていくことが大切であると考えています。	窓口などで照会を受けた時には、機械やマイクロ等で確認をし回答をしていたので、その記録そのものが漏れている可能性があるとは考えていませんでした。 現在は、年金記録は被保険者の方からお預かりしている大切なものであり、年金制度の最も基本的な根本部分です。そこの信頼性が揺らいでしまうということは、年金制度全体の信頼性を損なってしまうことになるので、大変重要な問題であると認識しています。 年金記録問題としては、報道されたことにより知りました。	ねんきん特別便の窓口及び電話における対応、電話による照会や直接に訪問するなど、積極的に取り組みました。 業務を行ったことにたいして、確認・点検する作業がしっかりできていなかった部分があるように思います。 また、定期便のように年金記録を被保険者の方に定期的に通知していく必要があったように思います。
6877	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	年金記録問題に関し、現在、庁として対応している事案以外はわかりません。	現時点では、現行の対策以外に有効な方策は思いつきません。	平成9年の基礎年金番号導入時、既に複数の年金手帳記号番号を有していた者の対応について、当時も議論があったと記憶しておりますが、基本的な対応策はあったと思われますが、具体的かつきめ細やかな対応策については明確なものは示されていなかったため、現在に至ったものと思われます。	担当部署ではなかったため、具体的な対応に関わる職務ではありませんが、当時は、基礎年金番号導入時も一定の調査を行い、統合処理を行っていたと記憶しておりますが、基礎年金番号導入以前の過去記録、また導入以降も継続した調査が適切に行われていなのかがどうかと問われたら不十分であったように思われます。特に年金裁定時に改めて再調査し、複数手番の統合に努力をする風潮であったことが問題であったと思われます。お客様の年金記録を管理する組織として、保険料を納付する現役世代も含め、将来安心して年金を受給して頂くためにも、基礎年金導入時に所用の対応策を講じ、かつ、継続した努力・調査をすべきだったと思われます。
6878	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません	今はただただ解決に向けて頑張るのみだと思いますし、現在そのように対応しています。	平成6～9年に再裁定担当したときに、複数の年金手帳番号を有している者の再裁定が頻繁にあったので、注に浮いた年金記録問題は多少なりとも意識はしていたが、今回のように大事件になるとは思っていなかったというのが正直な感想です。	(8)でも述べましたが、当時はこのような事態になると思っていなかった。ただ、再裁定を処理することに専念し問題意識をしていなかった。そういう意識であったということでは十分反省に値するものだと思う。
6879	地方庁	その他(社会保険事務所)			一人一人の40年に及ぶ年金の記録管理が重要であることを職員自身あまり認識していなかった。年金制度への加入、保険料徴収が社会保険の重要な仕事と思っていた。 国民年金保険料の不正免除が発覚して国民からの指摘が多くなり、職員も 認識するようになったと思う。	適正な事務処理と相談者の不安解消をはかるため、丁寧な対応を心がけた。
6880	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	現在の取り扱いである程度確認ができると思う。 ただし、事業所の諸帳簿を改ざんされれば、現実的に確認のしようがない。	事業主などの役員について、役員報酬をとれないとして、月額変更届を提出している。とか、無報酬であるとして、喪失届を提出していることは現実として存在することは知っていた。賃金台帳や謄事録の写しが添付されているので、否定は難しい。適用などの現業をしているころ。ただし、従業員については「ありえない」と今でも認識している。	すべての法人が適用事業所となるという現実。会社法が改正され、さらに法人が立ち上げやすくなった状況。また、書類的にはととのっていても実態が把握できない法人があり、それを逆手に取る悪質な事業所が存在するといったことなど、そもそもの原因が存在するので、そこの整理は難しいとは思いますが、入り口の部分を何とか改正してもらいたいと思う。
6881	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	一つ一つ解決していくしかないと思います。	テレビの報道を見て年金記録問題を知りました。収めた年金がもらえていない方達がたくさんいることを知り、少しでも早く解決しなければならないと思いました。	一つ一つ解決するしかないと思います。
6882	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金問題については、老後の生活を支えるための大切なことであり、年金記録が宙に浮いていることは、あってはいけないことであるとおもいます。 このことを知ったのは、年金問題が騒がれだした平成17年から平成18年頃だったとおもいます。	この問題の対応としては、年金特別便を受け取る窓口となり、被保険者の話をよく聞き調査にあたった。また、第三者委員会の受付窓口として、被保険者の申出書の作成にあたった。 反省点としては、昔の被保険者台帳が手書きであるため、判読できないものがあったり、字が崩して記載されたりしていたため、転記の際、誤って登録されてしまったことだとおもいます。
6883	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません。	この問題を長期化していくのも良くはないと思いますが、逆に早期解決を求めすぎて調査が不十分であることもあってはいけないことと思います。 具体的なスケジュール目標をもって取り組んでいくしかないと考えます。	平成9年の基礎年金番号導入時において、通知書の送付とあわせ、記録の確認について調査を促したものの、結果それが不十分であったために今回の記録問題の発端になっているのは否めないと思います。	基礎年金番号という新しい制度のもと、多少時間はかかっつたとしてもその調査の機会を逃してしまったことが反省点として挙げられるかと思います。
6884	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	台帳とWM上の記録を突合のうえ、すべての台帳の記録を 正しくWM上にのせて、該当者と思われるかたにたいして、こちらから記録を提示して記録の持ち主を柔軟に対応していく。	年金に加入して納めていたにもかかわらず、受給額に反映していない。年金としてもらえていない。誰の記録かもわからず、いつまでも基礎年金番号に整理されないまま、手帳番号のまま残っている記録。基礎年金番号が導入されたときから。はがきにより手番の確認を行っていたが、年金に関心がないようなかた、等々返事がない人に関しては何度か勧奨を行っていたが、やはり基礎年金番号に整理されない本人からの申し出がない手番については多数残っていた。	年金相談の際、手番の記録がある場合は、本人に加入していたことがなかったか促すようには努めた。 オンライン化されたとき、紙台帳より記録を写したときの処理がずさんであり、もっと慎重に何十ものチェックが必要であったと思われる。(当時、膨大な量を短期間に大量のバイトを雇って処理したときいている) 基礎年金番号導入時に手番について整理の必要の重要性の広報、説明が国民に対して充分できてなかったのではないか 手番の確認について、もっと、こちらから積極的に本人確認に努めていたらよかったのではないか。(現在の黄色便のようなかたちで記録を提示するなど。)
6885	地方庁	その他(社会保険事務所)			特別便が始まるようになってから、管理されているデータに氏名、生年月日等が入っていなかったり、事業所名が全くわからなく調べることができない記録が多いことを目の当たりにしました。、不明な記録がかなりあることで厚生年金等の記録が不明なっている方が数え切れなくいることを	事業所名、類似名等でマイクロを探し記録に結びつけたいと、日々調査しています。
6886	地方庁	その他(社会保険事務所)			未統合手番を受給までに統合すればすむ問題との認識しかなかった。 また、記録問題そのものは報道があるまで認識がなかった。	当時受給までに統合すればすむ問題との認識しかなかったため、未統合手番のある方には受給までに統合手続きをとるよう電話で相談があった場合は説明していた。 現時点でみると受給開始まで必ずしもご本人の記憶が定かでなくなることもあるため直ちに手続きをされるよう配慮があるべきだったと考えます。
6887	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	問題解決には知識、経験のある職員が必要なので、業務が過酷なことにより職員が減少しないような職場環境を整えていくことが必要かと思います。	記録漏れ(特に厚生年金の浮いた記録、名前が収録されていない記録)が多数あるということについては報道されるまで知りませんでした。	一つ一つの記録を軽んじて雑に扱ってきたことの積み重ねが、現在の記録問題を引き起こした一番大きな原因であるので、入力業務、入力結果チェックをこれまで以上に注意を払いながら

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6888	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成18年12月に採用されてから1年半庶務課に属していたため、年金の実務についてはほぼ触れることはなく、マスコミで騒がれるようになり存在を知りました。	過去からの積み重ねで発生した問題とはいえ、自分に与えられた仕事として、上司や先輩から期間調査や試算の方法を教えてもらい窓口や電話での対応に励みました。そのうえで思ったことは、お客様からの疑問は似たような内容が多いということ。 Q. ずっと同じ会社にいたのに平成12年から14年まで加入僭が途切れている A. 平成14年までは65歳まで加入となっているためです Q. 昭和19年以前から勤めていた A. 女性の厚生年金制度は19年から始まりました Q. 昭和35年10月から国民年金に入っているが数えてみると月数が少ない A. 35年から加入の手続きが始まり、実際に徴収が始まったのは36年4月です。 初期の頃、上記のやりとりがとても多く、その質問のためだけに2時間3時間も待っていただくお客様も多く、非常に申し訳なく思いました。そういった意味で、短期集中で片付けることばかりを考えず、ある一定量のサンプルを取り、そこでの疑問点が多いものを特別便の様式に反映させるなどの方法があったのではないかと思います。
6889	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		ニュースで、宙に浮いた年金記録問題を取り出されるまでは、認識はなかったです。実際にねんきん特別便の発送が始まり、通知書を持参されたお客さまや電話でのたくさんの問い合わせに、その問題の大きさや記録の当時のずさんな管理について、目の当たりにしたというのが事実です。	年金記録は、お客さまが20歳から年金を受給されるまでの長期にわたっての保管がなされるものであり、年金制度がはじまった当時、その記録を保管する機械はなく、すべて手管理による紙台帳しか頼らざるを得ないことがあったのは ここまで大きな問題になったひとつの要因だと考えます。 ただ、お客様一人ひとりの、今までのかけられてきた年金記録について、紛失や不明なものがこれだけ膨大な量があるのは、信頼や信用を失うことであり、お客さまに大いに迷惑や心配させることにつながってしまったことが、何よりも残念なことでした。一度失った信用を取り戻すことは、時間のかかることですが、一件一件、確実に処理をすすめていくことが、問題解決の唯一の方法だと考えます。
6890	地方庁	社会保険事務所課長級以上	カセットを開いていない記録が多く存在する。	すべての浮いた記録をもれなく本人に結びつけるためには、人海戦術によるほかはないのではないでしょうか。	年金受給者の方の記録漏れがこのように多くあるとは思いもよらなかった。年金請求時に、申し立てと調査により、ほぼ本人の記録は統合されていると認識していた。オンラインのデータに、多数の旧台帳記録が反映されていないことは、この問題が判明してからはじめて知った。また、氏名の誤った読み方で、多数の記録が宙に浮いた状態になっているとは認識していなかった。	このような問題を抱えているとは認識していなかったため、調査をしても見当たらない場合は、厚生年金の加入がないとの立場で対応していた。 このような状態であることをきちんと周知されていれば、もっと対応は違っていたのではないかと思う。 名前と生年月日で年金記録を管理していたことは、年金記録の重要性の認識が甘かったのではないか。 また、基礎年金番号制を導入した時期に、もっと徹底した広報で周知し、記録を統合する取り組みが必要だったのではないかと思う。 いずれにしても、現場の職員は、そのような実態があることを知らされずに今まで来ていたわけで、社会保険庁本庁の認識の甘さと指導不足が問題を大きくしている。 なお、まだカセットが開いていない記録が多く存在していることは、問題ではないで、早急に開い
6891	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	時間もある程度限られる中、早期解決を図るのなら年金の加入期間や年金額等に制限を設け、年金受給権者に年金なり一時金で給付を行い、これで終わりという解決方法を取るというのも1つの手段と思います。 時間が伸るされるなら、今のように1つ1つ丁寧な対応をして行くほかは無いのかな、とも思いま	国民年金が全国オンライン化となるとき、記録が全部切り替えにならないと言われ、どうして全部の記録をWMで見られないんだろうと思ったことがありました。 その頃は社会人となって2年目位のことでしたが、これがこのような事態になるとは思ってもみませんでしたが、これが記録不備のことについて思った最初のことだと思います。	当時の同課の人に疑問を話し、何かしら回答があったと思いますが、覚えていません。 それ以上のことは何もしていませんでした。
6892	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成19年の6月頃に、テレビ等の報道で知りました。 信頼回復と問題解決のため、早急に対応すべきことと認識しましたが、年金記録について、ご本人様に記録の確認をとろうとすると、なかなか連絡がつかなかったり、回答がもらえなかったり、回答の記憶が曖昧だったり、不確かな回答もあったりしました。慎重に確実な調査を行うため、簡単に対応が進まないものであったと認識しています。	当番制の相談窓口に出て対応したり、休日出勤し調査にあたりました。平日は、接客や通常業務をこなしながらの対応のため、残業時間等で優先して対応しても、思うように進められませんでした。
6893	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現場では圧倒的に(特に問題解決に精通した)人間が不足していると強く感じるので、人員を大幅に増強する必要があると思います。このような状態のままで問題解決を図り続けるのであれば、多くの離脱者が出るのではないかと感じます。	順番が逆ですが、問題として認識したのは、マスコミによって報道されはじめてからです。当初から大きな問題になるのでは？という漠然とした不安はありましたが、ここまで大きく(自分の)生活を揺るがすような事態になるとは考えていませんでした。	庁が、就いは事務局が示した指針どおりに誠実に対応したつもりです。 記録整備が社撰であったことは、真摯に受け止めて反省すべきだと申直に思います。ただ、マスコミに執拗にたたかれ続ける前に問題の経緯とかをもう少しこちらから明らかにして欲しかったとは思います、現場の人間としては。
6894	本庁	その他(本庁)			公的年金業務の制度とその意義について、社会保険庁から国民の皆様に対して広報を行い、公的年金業務への理解を深める姿勢が不足していた結果として年金記録問題が発生したと考えます。(平成16年ごろから)	自分自身が入庁する以前の時期になりますが、基礎年金番号導入時に現在行っているような対策(国年・厚年・船保旧手帳番号の名寄せ作業、ねんきん定期便の送付、再裁定処理事務の支援体制など)を徹底するべきだったと考えます。
6895	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			社会保険庁全体で解決していかなければならない問題と認識していました。 平成19年頃と思います。	通常業務もあるためできる限りの協力をしていこうと思い対応しています。 紙台帳のマイクロ化後速やかにオンラインとの突合をしていれば、その後の対応が今以上早くできていなかったのかと思われます。
6896	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録問題は、受給者、被保険者、事業所などと協力していかないと解決できない問題であると思う。被保険者や受給者などに対しては、特別便や定期便などで記録を確認できるしくみができたのはいいことだと思う。また事業所によっては、手続きなどをよく理解していない事業所があるが、それによって記録問題が発生してきた部分もあると思う。例えば、月末退職の場合の資格喪失日などは理解不足などにより1日日付を誤ると1ヵ月の加入期間の違いということにつながりかねない。また現在は漢字氏名およびふりがなを記入するような様式になっているが過去のように漢字だけだったりすると誤った氏名で登録してしまうということがあったかと思うが、そのような届出書類などに工夫を加えれば誤りが防げるようなことはすぐにでも取り掛かるべきだと思う。	記録問題を知ったのはマスコミで騒がれ始めた平成19年ごろ。コンピュータ上の記録に誤りがあるということや、コンピュータ上に登録されていない記録があるとは思ってもみなかった。 基礎年金番号に登録されていない宙にういた状態の記録については、根本的な部分に誤り等があるとは思っていなったため、せいぜい旧姓での氏名索引するなどですべて検索できるものと思っていたのでここまで大きな問題になるとの認識はなかった。	まずは個人単位としては事務処理誤りをしないよう意識して取り組むことではないかと思いそのようにしてきた。また、記録調査の申し出をうけたら詳細に話しを聞くなどし、入念に調べるようにした。 しかし、漢字のみでふりがなを記載させないような届けになっていたとか、かなり古い記録についてはコンピュータ上に登録していないとか、古い紙台帳をコンピュータに移し変える時の記録の入力誤りなどは記録問題の大きな部分をしめていると思うが、それらは個人単位というよりは組織の運営方法として問題があったと思う。また、現在でいう定期便のように被保険者に対して知らせるような仕組みがなかったのも記録問題がここまで大きくなった問題のひとつだと思う。
6897	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	記録調査を迅速に行なうことが必要と考えます。 迅速な調査には人手を投入する必要があると思います。	記録問題がメディアに取り上げられるようになってから。 旧台問題のような記録管理の不備、不適切な処理等の人的な要因により生じた問題と認識しています。	特別便を通して、過去の年金相談時において、不十分な対応をしていた旨の苦情が多くあることから、お客様の立場に立った窓口対応を心がけています。
6898	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りえる情報はありません。	人員増により	記録は正常に処理されているものと思い、疑問を感じることはありませんでした。 テレビ報道、新聞報道によるが、記録統合もれと認識していました。	来訪者対応、ねんきんとく別便休日出勤対応。 平成9年1月1日基礎年金番号通知書の、未回答者のフォローアップができていなかったのが、大きな要因と思われます。
6899	地方庁	その他(社会保険事務所)	現在問題になっていること以外知りません。	一丸となって頑張ればいいと思います。	本当にあるのかと思いました。テレビや新聞で騒がれだした頃です。	相談業務の応援等に志願しました。 早期に年金記録対策室を各都道府県に立ち上げ 特別便の回答について対処すべきだったと思います。
6900	地方庁	その他(社会保険事務所)	知られていない年金記録問題というのは、ありません。	特別便の全件回収を目標とし、可能性の高い記録についてはお客様に対して戸別訪問・再度照会をするなど、本人記録を確認し、回収率を高め未統合手番を減少させる。 今後集中的に記録問題に取り組むこととされているが、機構が存在する限り 加入期間については最重要事項として認識し、厚生年金・国民年金とも調査事項について丁寧に取り組んでいく。 具体的には窓口の相談時などこちらから積極的に間違っていないか確認をするように努める。	基礎年金番号の他に手帳番号があることを知ったとき年金記録の問題があることを知りました。 ただし、その時は、何件未統合手番があるのかは知りませんでした。(入庁時平成14年4月) 平成9年の基礎年金番号導入時に手帳番号を複数持っているお客様にたいして照会する仕方が徹底されていないと考えていました。 基礎年金番号通知書に添付されている回答書では不親切だと思っていました。未統合手番が大量にあることは、進んで公表して広報し、取り組んでいくべきでした。 旧老齢裁定請求書等には複数番号を持っていることを前提にして作られていたと思いますが、本来記録の管理は自分たちがすべきことであって、お客様に対して負担をかけすぎていると思い	被保険者・受給者に関わらず、未統合手番を統合するように努めてきました。 反省点として全体の方針として積極的に事業所名称や加入期間の照会が不親切であったろうと思います。
6901	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	一気に解決するような方法はないと思うので、ひとつひとつ地道に解決していくしかないと思います。	手番未統合の問題については、入庁し、適用課に配属のときから認識していました。 そのときは大きな問題であるという認識は正直なところありませんでしたが、統合できないままとなったらどうなるのかという不安はありました。	管理のずさんさ、職員の年金記録にたいする意識に反省点があったと思います。
6902	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません。	年金記録は消えてなく、統合が済んでいないことをもっとPRする。 年金記録の統合を進めること。 完全な記録整備が終了してから諸々の通知を受給者・被保険者へ発出すること。	業務経験が少なく、こんなにたくさんの未統合年金記録が存在していたとは、夢にも思わなかったし、今回の問題が発生したことで知り得た。 誠意を持って記録の発見に努めたい。	あらゆる機会を通じて日本の年金制度はすばらしいものであることを伝えた。 本庁と地方との意志の疎通がうまくいっていなかったのかもしれない。
6903	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		他人事ではなく、事実、自分の記録も消えているものもあるため必ず解決しなければならない問題と認識しています。 マスコミなどで報道され始められる少し前と記憶しています。	他人事ではなく、お客様の立場に立って対応しています。 職員ひとりひとりが年金がどれほど大切なものかという自覚が足りていなかったためこのような問題が起こってしまったと考えます。
6904	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。		以前は、お客様が思い出さないかぎりは会社名などを絶対に教えなかったというような対応のしかたに問題があったと思います。 2年前に採用されてから知りました。	お客様にはできるかぎりの情報を与えて、正しい年金をもらっていただくよう、最善の方法を考えて対応しています。
6905	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	住所の確認ができないものがあるので、健康保険(国保、協会健保、その他の健保を含めて)の住所と突合せをし、確認が取れたものについて記録回答未済の記録照会をする。	大変不適切で組織として恥ずべきことと認識していました。 平成16年にこの組織に出向し、その後記録問題が露出したときに知りました。	相手方の立場に立って、相手の主張を十分に聞き記録の調査に当たっている。また、思い出せないようなものについては当時の時代背景等を話すなど親身になって相談に応じている。 記録照会の回答はできるだけ短期間で行うこと。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6906	地方庁	その他(社会保険事務所)	・厚生年金記録確認画面(0211)においてカセットにて管理されている記録がありますが、何故全てのデーターを開くことをしないのでしょうか？ 記録確認においてカセットに阻まれることが、多々あります。年金相談や特別便を履行する前に、各社会保険事務所に保管してある台帳とともに整理するべきものであると今でも感じております。	カセット表示の記録がどのような状態で管理されているかわかりませんが、データーの内容確認と整理を業務委託として(件数が膨大と思われるため)整理されたデータを収録するべきだと思います。方法は各事務所にて補正処理を行うことにするか又は、委託事業所に登録まで行う方法(収録データーとして就寝できる状態でデーター整理を行いデーターの突合を行う。	年金記録の閲覧・免除問題等が報道された時だと思いますが、080検索にて業務を行っていくうちに年金記録の管理方法と、電算化の漏れが一番の問題だと思います。 最終的には年金制度発足時からの記録管理の徹底がなされていなかったことだと思います。	今までのずさんな記録管理の大作としては、被保険者検索において既に収録されている記録に関しても080検索を行い別人が収録されていないかを確認しております。 当初の年金問題に関しては、年金業務を行うに当たり[法令順守]の心構えが疎かになったことが原因だと思います。現に私も口頭注意をうけましたが、当時は国民(加入者)にとって有利になる事を考えて業務を行っていたため当時の免除問題の時も疑問には思いませんでした。今後は、法令に基づいた対応とします。
6907	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	・基礎番号に未統合記録が5000万件 ・コンピュータに収録されていない、厚生年金の旧台帳がある。 ・コンピュータ記録に正しく登録されていないものがある。	・特別便、定期便等により本人への案内 ・記録の画像化を完実し、コンピュータ記録との突合せ	・古い記録で被保険者名簿が読み取れない等の記録があることや、コンピュータ記録との不一致が少しはあることは以前から聞いていた。	・事務処理のコンピュータ化時、基礎年金番号導入時に全国統一のマニュアルを作成し、もっと強力に記録整備を行うべきであった。
6908	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	ありません。	一件一件、紙台帳または市町村で保管している国民年金台帳との突合を行い、相違している被保険者・受給者を特定して本人と確認作業をする以外ないと思います。	年金記録問題は一部の記録の漏れであって、件数は少数と思っていた。それが、年金記録がすべて疑ってかからないといけない位信用信頼がなくなり、自分たちのやっていた仕事が否定されたようでショックを受けた。 手帳記号番号を複数持っていることは、国民年金・厚生年金保険・船員保険のそれぞれ手帳を持つことはあったが、年金受給の手続きの時には判明するとものと思っていた。事業所の未適用、本人の思い違いの可能性も否定できなかったと思う。職員になったのが昭和53年でその当時でも、短期就労期間の人もいたから判明しないこともあったかもしれないと今になって思う。 年金記録問題としてはっきり意識したのは、平成18年5月頃である。	休日、時間外に国民年金の台帳(マイクロフイルム)の確認作業、厚生年金保険記録の氏名・生年月日・性別等の確認作業を行った。ねんきん特別便の相談では相談者の会社名の思い違い、思い出せない事例があり、また、家族(遺族)の方が相談に来所しても一切分からないという事例があり、特別便の実施が基礎年金番号の実施後から始まっていれば違ったものになっていたと思う。
6909	地方庁	地方社会保険事務局 課長級以上	特にございません。	現在取り組んでいる対策を着実に実施していくことだと考えます。	記録問題が浮上した頃に知りました。 被保険者の年金受給額への影響が出るとの認識でした。	できるだけ早く解決するため懸切丁寧な応対。 記録管理の大切さの認識があまかった。
6910	地方庁	社会保険事務所課長級以上	これら以外にないとおもう。	国民年金の市町村名簿を借り受けてマイクロ化をしているが、市町村名簿に、喪失理由に健保の記号や、事業所名・厚生年金手番が記載されているものがあると思われる。これを職権で統合するのもいいのではないか。 また、富山県では、国民年金台帳にもこれらを記入していましたし、場合によっては、配偶者の記録も記載されていました。これらを活用してほしい。マイクロ化されなかった台帳にもこれらが、いろいろ記載されていた。	61年4月から新法が施行され市町村から、過去にかけていた国民年金が、65歳から受給されているかどうか、照会してくる事があり、国民年金の分の、請求漏れが発見したケースがあった。このことから、しばらくは、市町村から65歳到達済みの方の照会をしていただいていたが、社保の職員が異動する、市町村にも移動があるで、引継ぎがうまくいかず、途切れて漏れ者を作ったかもしれない。	途切れたものはなかなか戻せない。国民年金担当から外れているものが、口出しできない状況であったので。
6911	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	人員を配置し、マイクロフィルムと年金記録との突合を行う。	基礎年金番号と手帳番号との未統合による問題との認識。 年金特別便実施による。	社会保険事務所窓口での相談支援による対応。 紙台帳記録のすべてがオンライン化されていない時点での照会であるため、混乱が生じたことが反省点であると思う。
6912	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	特に思い当たりません。	十分な時間をかけて、地道な調査が必要。 無理な期限を約束して、それに間に合わせることだけが優先されないようにするべき。	今思えば、コンピューターが出現して、それまで紙データであったものを、何でもデジタルデータ化してしまい、紙データからしかわからないアナログな情報を捨ててしまった(管理方法を誤った)のではと感じている。	正直申し上げれば、当時は社保のシステムは、最先端の情報管理システムと信じて仕事をしていた。しかし、今となれば、その影響で、特に厚生年金の紙データの管理がいい加減になってしまい、記録調査に支障をきたしていると思う。年金記録は、この先国が存在する限り、未来永劫保存していかなければならないもの。アナログデータ(紙データ)とデジタルデータ両方を確実に残す方策が必要なのかもしれない。
6913	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	きちんとした年金教育、社会保障に対する教育が必要だと思う。また、魅力ある年金にする必要があると思う。私たちも不安を持っている人たちに一生けんめいな姿を見せる必要があると思う。	一人の人が複数の年金番号を持っているのは昔から(20年以上前)知っていた。年金請求のときに記録の整理をしていたが、漏れはあると思っていた。	オンライン、基礎年金導入以降、機会を捉えて記録整理をした。 もっと早くから特に厚生年金については記録整理をする必要があったと思う。(カセットオープンや氏名入力等)また、国民みんなに年金教育をする必要があり、工夫した広報も足りなかったと
6914	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	部署とか関係なく職員が一丸になって取り組むようにしていけばいいと思う。 今の現状、給付課の付加が大きくなっているように思う。	昨年の10月から職員として勤務しはじめたが、既に報道等で知ってはおりました。 国民のお金を徴収し、将来受け取る年金のために運用する側であってはならない事だと思います。	とくべつ便の回答をしていたため、国民の立場になって一日も早くお客さまへ回答を送付できるようにしてました。民間からきたこともあり常にお客様目線でせっするようしてました。 仕事内容の共有が少なく、そのため個人のみに任されてる事が多く感じました。自分の仕事以外分からない、となりの人が何をしているかが分からないという事が多々感じ、他人に興味がない、自分の仕事さえしていればいいという考えからこういう問題につながったように感じました。
6915	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	社会保険事務所に来所された際に記録に空いてる箇所があれば、氏名索引を必ず行う等、確認作業をしていれば、少しでも解決に近づくと考えています。	問題の存在を知ったのは、社会保険事務所で勤務する前に、ニュースで知ったので、世間一般と同じタイミングです。重要課題のひとつとして認識しておりますが、すべて解決するのは今となっては難しいと思っています。	一人一番号の基礎年金番号化があまりにも遅く、何個も何個も番号を払い出していたのが反省点としてあげれると思います。とりあえず、ひとつでも宙に浮いてる年金を統合できるように対応を心がけています。
6916	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	特になし	年金記録問題とのくくりでは、大きな名問題すぎて解決方法は考えられません。	世間一般と同じ感覚だと思います。	国会や報道など、沸騰した気運のまま事が進んでいたような気がする。もう少し冷静に制度の説明など対応がしたかった。
6917	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	住民基本台帳との照合作業などの方策も進めているので、解決に向けてのあらゆる方策は行っていると思います。 本人記録だと思われる方々が高齢になり、数十年も前の記録であると記憶がはっきりしない、確認作業が進まない…というのが現状ではないのでしょうか。 解決するためには労力、人員が足りないと思います。 人事異動で担当課が変わるのも、回答を遅らせる要因ではないのでしょうか。	3年位前から、問題が大きく報道されたのではないでしょうか。 ねんきん特別便を送付し、窓口対応や電話での問い合わせが殺到し、早期解決に向けて全職員で努力をしていますが、全てを解決するには時間がかかる作業と感じています。	通常の業務もしながら、年金記録問題の照会、回答作業も行わなければいけないため、時間が足りずに休日出勤することもあります。 回答までに2年以上かかる場合もあるので、業務センターの回答作業がもう少し早ければ…と思うこともありますが、業務センターも大変であるのは十分承知していることなので。 回答を待っている被保険者の方には、お待たせして申し訳ないという気持ちを常に持っています。
6918	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	現在定期便として通知してるものを国民年金の納付も含めた一年ごとの納付状況等を通知し年金記録や年金についての確認をしてもらうとともに年金についての意識を若い人にももってもらえると思います。	報道等により知りました。	未統合の手番等の記録については、年金相談において記録の確認でない場合もできる限り現在の記録を確認してもらうよう記録を打ち出しもれがないかを確認してもらうよう対応しています。 年金記録問題については年金受給の手続きの際にはじめて記録を確認したといわれる方が多く年金についての意識も年金を受給するまで確認できなかったことがあると思います。
6919	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録の判明により平均標準報酬が下がる場合、年金額も下がることが知られていないと思います。また、満了になり配偶者加給年金や振替加算額が付かなくなることについても同様と思われます。 旧法の通算年金について、1年未満の記録では受給権発生しないことについても知られていな	広報しかないと思いますが難しいと思われます。	被保険者の氏名がいろいろな読み方で登録されていたことについて、加入記録に結びつけるかが難しいと思っていました。 年金手帳の再交付や重複取消届の処理をし始めた、採用後のごく早い時期のころと、その後の基礎年金番号採用時でしたが、これほどの件数とは思いもよりませんでした。	氏名索引時にいろいろな読み方で検索をしていました。 基礎年金番号採用時に計画的に通知、登録が出来ていれば良かったと思います。
6920	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じません	記録照会から本人回答までにかかる期間が相当長いので、日々の受付件数が処理件数を上回り、書類が滞留している。調査にかかる日数が長いのは、 他庁照会が多いからだと考えます。全国どこからでも、台帳などが閲覧できるシステムが有効だと思います。	基礎年金番号に結びついていない記録があり、特にそれが受給者であった場合に、受給開始時から正規の年金額で受給されていたら、その方のライフスタイルも変わっていたかもしれないと思うと、本当に深刻な問題だと認識しました。	記録もれの可能性が高い方には、給付額に結び付けられるよう誠意をみせて調査しようと思いました。相談していると、意外に自分の勤務していた会社を忘れていたり、そもそも厚生年金には入ってなかったものと自分で決め付けてしまっていた方もいました。この問題についてはもっと早い段階で会社名などを本人に伝えて確認してもらう方法を取れればよかったのかなと思いま
6921	地方庁	その他(社会保険事務所)	事業所が2年以上前の届出を提出し、処理をしても厚生年金法75条により徴収権が時効消滅した記録については給付には反映しない。	2年以上前の保険料を第三者委員会からのあっせん事案に限らず、事業所が届出遅れを認めていて、事実確認ができる場合、徴収できるようにすればいいと思う。	過去において整理ができていないまま残されてきた問題・また積極的に取り組めていなかった問題だと認識している。 期間調査事務があるのは知っていたが、全体の件数や問題を知ったのは H19.6の報道があった頃	未来にむかっては残せない問題として、早急に各案件を処理しようとした。 ただ、時間を必要とする案件については、丁寧に対応しようとした。 反省点 自身の年金記録を確認するタイミングがなかったために被保険者が漏れている期間に気づかなかったこと。 オンライン化前の記録が収録しきれていなかったために調査が不十分であったこと。
6922	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	・専門官レベルをトップに準職員、謝金等にて専従グループを組織。 ・目標を設定。 ・グループ内で問題を解決し、時間の短縮、業務の簡素化を図る。 ・グループ内で電話確理、見込み額、レター作成発送を完結。 ・期間を1年毎とし、週間、月間、4半期毎に目標管理をし、 PDCA展開を実施。	第一優先に解決すべき課題。 07年の新聞報道で知りました。	期間の確認に於いては年度だけでではなく、当時の年齢から質問する等 相手の身になり対応してます。 反省点としてはスキルの問題で勤め先を十分に見つけ出せなかって事、等 あります。
6923	地方庁	その他(社会保険事務局)			大変難しい問題だと思います。一年ほど前に知りました。	記録問題の支援で事務センターや裁定センターへ行き、確認作業に取り組みました。
6924	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません	人海戦術で乗り切れる部分と専門的知識がないと不可能な部分を、もっと上層部が把握する必要がある。 今は専門的知識を持つ人の数が足りないと思うので、時間はかかるけれども、後進の教育に力を入れる必要もあると思う。	過去のこの組織の管理のずさんさと、年金という制度に対する国民の方々の無関心がうんだ問題だと思います。 知ったのは、入社して少したった頃にお客様からのお問い合わせで知りました。	お客様からのお問い合わせがあれば、なるべく早急に記録の統合を行う、厚生年金の加入の手続きの段階で本人と思われる記録があれば確認するといったぐらいしか対応できませんでした。 年金制度というものの広報不足や、ずさんな管理体制、現場を知らない上層部の体質、過去の失敗を省みず同じような過ちを繰り返す体制だと思います。
6925	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	私が採用になったのは平成6年で、まだ厚生年金と国民年金それぞれの番号があった時代です。厚生年金に関していえば、制度の中で、一人ひとつの番号を使用することが定着しておらず、2つ3つ、多ければ10個の番号をお持ちの方もいらっしゃいました。周知の徹底が不十分だったといえばそれまでですが、国民の皆様の認識があまりにも低かったのは否めないと思います。 また、平成9年1月に基礎年金番号が出来てから、基礎年金番号通知書を送付した際、厚生年金と国民年金の番号がある人は回答を出すことになっていましたが、認識が低いままでの送付だったため、封も開けられないままの状態もありました。	厚生年金の資格取得を処理する際は、必ず氏名索引を行い、初めての就職者以外は複数の番号を付番しないよう細心の注意を払いました。 ただし、オンラインシステムができたから氏名索引が出来たのであって、紙台帳の時代には、年金手帳を本人が提示しない限りは番号が払い出されてしまうのは避けられないだったと思います。 ある程度小さいころからの、学校教育などを行い、国の制度の徹底を図ることが必要だったのではないでしょうか。 どうしても今の機械のレベルで物事を考えてしまいますが、その当時に出来たこと、出来なかっ

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6926	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	各自が職務を全うし、コンプライアンスを守り、信頼回復に向け努力するしかないかと思われる。	「消えた年金問題」として、マスコミに取り上げられるようになった頃に知り、各種マスコミ報道された内容程度の認識だと思います。	一刻も早く信頼回復するよう努力したつもりです。日頃の電話、窓口対応に十分配慮して対応するよう心がけました。 あらゆる業務において、各自が的確・慎重に事務処理を行うよう配慮すべきであったと思われま
6927	地方庁	その他(社会保険事務所)	ない	名寄せにて、お客様に記録を確認してもらう。	裁定請求時にて記録確認すればよいと考えていた。会社名等教示することもできなかったので、通常裁定請求時にしか記録確認はできない。特に記録確認に来所していただけなければ、記録のお知らせの方法はなかった。平成9年頃。	来所していただいたときに、旧姓や住所変更の履歴等で複数の年金番号の統合にて対応していた。忘れている記録を思い出してもらうため丁寧な聞き取りが肝要だった。 年金番号の複数の存在を許している制度の問題。本人確認ができなければ新しい年金番号を払い出すしか方法がなかった。現在の制度を存続させる前提であれば、生まれたときから唯一の番号があれば解決に向かうと思います。
6928	本庁	その他(本庁)			一般庶民にとっての年金は、生活の糧であるということを、社会保険庁で働く職員の方々の認識が希薄なのではないか。 私は、今年から任期付職員として勤務しておりますが、日々、業務をしながら聞こえてくる会話から、そのように感じました。	私など、意見を言わせてもらえる立場にありませんし、機会もありませんでした。
6929	地方庁	その他(社会保険事務所)		専門部署をつくり、集中的に処理することで、回答のスピードアップを図る。	お客様の年金記録を確認することが、最優先であると認識しました。この問題は新聞報道で話題となった頃に詳しく知りました。	より一層お客様の立場に立ち、地道に調べようとしました。記録を調べるための方策がその当時は限られていたため、あるべき記録が確認できないこともあったと思います。
6930	地方庁	その他(社会保険事務所)		早期解決を行う必要があり、退職者等の経験者を中心に人員を投入して、迅速な確認作業を行っていくしかないと考えます。	年金記録問題が表面化するまでは、給務及び健康保険給付業務にしか携わったことがなかったこともあり、認識のないまま、問題の表面化により初めて存在を知りました。	いわゆる三層構造と言われる組織体質が根本にあり、責任の所在が不明確なまま、問題の先送りにより蓄積されたものが一気に噴出したものと思われます。情報が中央組織に集まること、責任ある中央組織の強力な指示により、地方組織が確実に業務を遂行する体制が必要であった
6931	地方庁	その他(社会保険事務所)	無し	まずは完璧に記録の整備(紙台帳のオンライン化)	年金制度の根幹を揺るがす問題 平成19年準頃	全力で対応 過去の年金制度への国民の興味のなさ・紙台帳からオンライン化したときのやり方
6932	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	検索システムの改善です。 現在の窓口装置のシステムでは調査(特に他県分)に非常に手間取る。 おそらく、どの県も独自に検索ツールを構築していると思われるが、調査の範囲は他県に及ぶことも多い。 そうなると各県独自の検索ツールを集約し、全国的に使用可能にすることで、各県がもつ様々な特殊事情を踏まえた調査が可能になり、効率のよい調査が可能と考えます。	正直、入庁間も無く(平成18年1月)のため、規模や事の重大さまではよくわからなかった。	基本的な人為的ミスを防ぐためのチェックが甘かったのが、最も大きな反省点だと思う。また名簿等の字が読みにくいなど、常識的なことがちゃんとされていなかったとも思う。
6933	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	いつまでも引きずることはできないので、集中した業務としてチームをつくって取り組む法がよい。問題の記録はこれまでの年金の歴史、行政の歴史に原因があり、当時を知る者の知識を必要とする場合があるので、そのような人物に加わってもらうことが必要です。	本人が手帳を持参して記録を確認したときに、名前の登録がおかしいものがあり、どうしてなのか疑問に思ったことはあったが、現在のような状況になるとの認識はなかった。年金請求時に本人へ記録の確認をしている事で、解決するものだと思った。 国民年金の3号特例が平成7年にあり、3号該当者に厚生年金加入の有無を確認すると、本人が覚えていない期間が出てくる事があった。	当時は本人から、事業所名や、期間の申出がないと、照会できなかったので、踏み込んで対応できなかった。 もともと、厚生年金・国民年金それぞれが、別番号で管理され、紙台帳での管理と、WMのない時代からの歴史があり、その管理はかなり困難なものではなかったかと思う。 ただし、国民年金でいえば、市町村にあった、検認記録の実物を保管し、万一に備えた対応は可能だったと思う。本人の領収書の保管を前提とした対応は、あまりにお粗末。
6934	地方庁	その他(社会保険事務局)				
6935	地方庁	社会保険事務所課長級以上		一度に終わらせる対策はないと思います。やはり、じみちに接触し調査していくしか方法はないと考えられます。	年金相談、年金給付課は経験ありませんが、裁定請求時に時間をかけて請求者からの聞取りを細かく行い年金を決定していけてれば、現在の受給者に関しては、こんなに問題にはならなかったのではないでしょうか。 基礎番号導入時、かなりの事務量の統合作業を行ってましたが、当時どれだけの手番があるかは公表されてなく、相当な量を解消していたと思っていましたが、まだ、これだけの手番が存在していたのは驚きでした。	やはり、基礎番号導入時(H.9.1.1)に、より多くの労力をかけて集中的に行うべきだったのではないでしょうか。当時事務所に丸投げで、相当の訪問者があったことを記憶しています。
6936	本庁	その他(本庁)	他には知りません。	各社会保険事務所に対応可能な記録訂正の権限を移行させる。各県は専任の課を作り、対応ずる。	社会保険事務所にて、業務課、年金給付課で勤務の際、WMで作業していたときに名前が登録されていない年金番号記録をいくつか確認した。そのときは深く考えず、こういうものもあるのだなと思ったが、その数が5000万件超もあるとはまったく思わなかった。	反省点昭和60年頃の、標準化導入により台帳記録を機械に移行させる際の、氏名の登録の確認が不充分だった(フジワラ、フジハラの違いなど)。 資格取得の際、過去の年金手帳取得の有無確認が不充分であることによる年金番号の乱発。 それによる、年金新規裁定の際の資格記録の確認不徹底。併せて被保険者、受給者の過去記録の記憶のあいまいさ。 基礎年金番号の導入がもっと速く行われるべきであった。
6937	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		平成21年4月入社。	
6938	地方庁	その他(社会保険事務所)			国民年金課に新規採用され、仕事を始めた途端に年金問題が続々と発覚し、わけもわからず電話・窓口等で苦情対応に追われた。自身が属する組織がこのような状況になっていることに愕然	組織に属する者として、被保険者の言葉(苦情)に真摯に対応したつもりである。政治家や本省の人間にしろ現場の苦労をわかろうとしてほしい。
6939	地方庁	その他(社会保険事務所)	知っていることは、ありません。		年金業務に携わるようになった8年くらい前から未統合の記録が大量に存在することを知りました。基礎年金番号ができた当時の処理方法に問題があると思います。	年金の請求時には、本人の申し出る職歴との照合と、旧姓も含めた氏名検索は、必ず行なった。ただ、請求方法は、さまざまであり、窓口受付分だけでは防げない問題がある。
6940	地方庁	その他(社会保険事務所)	特記事項なし	全職員が精一杯取り組む	基礎年金番号が導入された時に宙に浮いている記録はたくさんあると思った。そのとき、もっと広報し国民の意識を高めるべきだった。 2年ほど前「消えた年金」と報道された時、初めて旧台の存在を知った。 事務所ですべての記録に対して、端末で確認できないことが大きな問題。	事務所からの意見を本庁は真摯に耳を傾けるべきだった。 カセットオープンが遅すぎる。
6941	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金記録問題は、お客様とコンタクトを取りながら、地道にやっていくしかないと思います。問題の解決とは、信頼の回復が、重要ですが、郵送での記録確認以外は、窓口の対応が、かなり重要だと思います。お客様が、満足して帰っていただくのが、信頼回復の近道だと思います。そのためには、待ち時間の短縮、中身の濃い接遇が必要です。特に、窓口に入ってから、待たせることのないように、すぐに確認できる体制が、必要です。年金は、難しすぎるので、お客様への回答に、時間がかかる場合が、あります。常に、正確な回答ができるような体制にしてほしいと思います。それが信頼回復につながると思います。	年金相談窓口なので、記録問題が出る前から、氏名検索などで、本人の確認をしていたので、以前は特に問題視していませんでした。	窓口では、必ず、氏名検索をして、もれている年金記録を少しでも統合できるよう、努力しています。また、お客様の記憶を思い出していただけるように、話を進めています。反省点は、年金制度を作ったときに、記録や手続きの徹底に、かけていたかもしれません。国民への周知、徹底、が必要です。年金のことを知らなかった方が多いと思います。その当時、トップの方は、年金制度のことを真剣に考えていたのでしょうか。
6942	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られているレベルでしか、わかりません。	漏れている可能性が高い記録を重点的に来所をうながし、記録対応に精通し、意識が職員を専門にあてるべきだと思います。	在籍した時点から、手番の存在は知っていました。 本人の記録であれば、絶対漏れてはいけないと認識していました。	本人と話をしながら、本人の記録に間違いない記録は積極的に統合しました。 記録問題については、社会保険職員のOBさんの意識の低さに尽きます。被保険者も会社を変わる度に、手帳をしたり、会社を覚えていなかったりと意識の低い面はありますが、本人の記憶に頼らなければいけないというのは、常識的に考えれば、おかしい話です。
6943	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		年金記録問題が公になった後に採用されました。	
6944	地方庁	その他(社会保険事務所)	オンラインシステムについては、その業務に従事している職員でしかわからないことが多く、そのため制度面や届出関係とシステムの関係で細かい内容が多く手続きや業務が煩雑化したりするため届出誤りや処理誤りが起こる原因になっていると思います。	オンラインシステムの改善や年金制度についてより徹底した周知が必要だと思います。なぜなら、実際、統合されていない年金記録の確認作業を一人ひとり対応しているが、統合されていない年金記録の件について知らなかったと言う内容が多く、この年金記録問題の周知が不十分であると感じた。今後も一人ひとりきめ細かい対応をすることはもちろんのこと、すべての方にこの問題について周知できるように広報など通じて行う必要があると思います。	平成9年12月に基礎年金番号制度が導入された際、手帳番号の登録や基礎年金番号の重複取り消しの処理を行っていたが、たとえ本人からの申し出により登録するといっても全ての記録について登録できのかという疑問はあった。その後宙に浮いた年金と言われた問題が表面化されてから改めて年金記録問題として認識した。	年金の裁定請求の際、本人の記載した記録以外に他の記録があるかどうかの確認を細かくチェックしたり、社会保険の得喪の届出の日付について特に注意するなどの対応をした。反省点としては、一人ひとり記録を管理することの重要性や住民サービス面での対応が欠落していたのではないかと思う。
6945	地方庁	その他(社会保険事務局)	存知あげておりません。	引き続き一件対応で、地道な調査を継続していくべきだと考えます。 また、年金問題の一因ともなっている就労者の年金未加入を防ぐため未適用事業所の削減対策を強化することも大切だと考えます。	私が、年金問題の存在を知ったのは、二年前のちょうどマスコミに取り上げられた時期です。それまでの間は、入社して日も浅く問題の存在も知らず、まったく認識すらしておりませんでした。	問題の存在を認識した後、日々の電話対応・窓口対応でお客様のご要望に答えられるよう、親切・丁寧な対応を心がけ、記録問題解消のため真剣に取りくみました。 この問題の原因は、きわめて重要な個人情報を扱っているという認識の欠落が招いた結果だと考えます。再度認識し直すことが大切だと考えます。
6946	本庁	その他(本庁)		お客様から申請された記録は、明らかに誤りでない限りはすべて認めるべき	あってはななならないことであるのは当然である。 また、他の業務にも影響がでると思っていた。 問題がマスコミでとりあげられるようになってから知った。	できるだけ早期に記録の管理は社会保険庁で行うべきであった。また、紙の台帳は滅失・散逸しやすい媒体であるので、保管は厳重にすべきであった。
6947	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	年金の記録問題だけに専門的に従事することができる人員を多く確保し、短期間で解決の方向へ向かえるようにしていくべきだと考えます。	社会保険事務所に勤務してから一連の報道がなされるまでは、国民年金や年金給付業務の経験がなかったため問題が存在することは知りませんでした。一連の新聞報道等で問題を知りました。	対応については「ねんきん特別便」の回答を休日出勤等で、お客様に早期に回答できるように対応しました。また、窓口におみえになるお客様に丁寧に説明をするように心がけました。 反省点として考えられるのは、平成9年の基礎年金番号導入時にもっと統合をすすめるべきではなかったかと思います。
6948	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成19年ごろ。お客様にとっては、生活に係わる重要な問題。社会保険庁としても、丁寧にもれのないよう、解決していかなければならない。	信頼回復のため、お客様の立場になり、ていねいな対応を心掛けました。 基礎年金番号を導入した時に、もっとお客様の立場にたって、広報をし、統合処理を進めることが必要だったと思います。
6949	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		ケースバイケースで全てがそうではないが、昔からの負の遺産だと思う。 いつ頃かは覚えていない。	自分が対応した相談者に、自分のできる限りの応対をした。 職員が他人まかせ、投げやりな対応をしているため、意識改善をしないとあまり変わらないと思
6950	本庁	その他(本庁)	私が知らないだけかもしれませんが、把握はしておりません。	上記(6)の問題について今は把握をしていないので、とくにはありません。	私にとってこの問題は、突然起こった嵐のようなものでした。私は、新聞報道等があるまで、年金給付にそれまで関わったことが無いこともあり、そのような問題が存在することは思いもしませんでした。	今、少しでも記録問題に貢献しようと業務センターに出向し、再裁定処理の支援を4月より行っています。私の力は微々たるものですが、それでも何かのお役には立てると思っています。 結局のところ、1件ずつ丁寧に行うという姿勢が昔も今も必要なのだと思います。これくらいでいいや、という妥協が今の問題を引き起こしたと思えてなりません。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6951	地方庁	その他(社会保険事務所)	これまで本人断定がされていない年金記録や不正免除、報酬改ざんなど問題が山積みであったが、年金記録問題という観点からいうと、新たな問題は自分は思い浮かばない。職員のモラルの欠如が最大の問題の大発生原因であるが、そこから発生する問題を除けば、過去、年金記録がコンピュータ管理になる前の年金業務に携わる社会保険事務所において、被保険者個人との距離があったこと(自治体や事業所を中継していたこと)や年金制度において複数の年金番号の払い出し、紙媒体での記録管理が事務の煩雑化やミスをまねいていたと思う。法改正や事務取り扱い変更時にどのようなやり方を行ってきたかは把握していないが、その時々で対応して行かなければ問題は積み重なる。 設問の趣旨とは異なるかもしれないが、染宮事業所設立による医療費の搾取が問題となった。模倣犯が現れれば、制度維持の財源や信用を失うことになりかねないと思う。	年金記録の本人断定については、対象者氏名に当たりをつけ、一人ひとりに地道に確認していくのが確実だと思う。それについては現在もDMを送付したり、個別に訪問したりと取り組んでいる。時間、費用はかかるが、それが一番だと思う。人を性善説で考えるならば、HP等で情報提供(一部個人情報の削除、個人情報の入力から対象記録が閲覧できるなど)をして素人だけでなく、隣人や第3者の情報により断定できないでしょうか。今後、社会保険加入者の住所登録を住民票所在地にするとか、万が一のために本人断定ができるようなデータを備考登録するなどしてはどうでしょうか。 報酬改ざんについても、革の根作業で地道に確認していくことしか浮かばない。社会保険事務所と事業所の利害が一致したことで発生した事案と思われるので、事実確認するには、社会保険、事業所、本人への確認作業を進めるしかないと思う。 どちらの問題についても、個人の記憶との照合に少なからず資料が必要となり、全容解明は困難を極めるため、なりすましのリスクはあるが、本人の申し立てを全面的に受け入れることが近道かもしれない。 不正免除問題については、現状では申請手続きが必要であり、説明の上、本人申請、代理申請を受けるべきであるが、個人的には所得状況の提供も受けることができるようになり、本人の経	宙に浮く年金記録については、私自身も年金番号を2つ所得しており、H9. 1月、基礎年金番号導入時に知った。不正免除問題、報酬改ざんについては恥ずかしい話だが、報道で知った。 国民年金制度発足から半世紀以上過ぎ、年金制度の成立ちから、これまでの制度改正を経て、要所要所においてさまざまな変更が加えられ、その都度、年金記録の管理方法や事務処理などが変わってきていると思うが、その時にどのように処理されてきたか私は知らない。しかし、経験が少ない私でもなんとなく分かるのは、厚生年金、国民年金適用で年金を支給することがありえる前提のなかで、一人に1つの番号でなければ記録管理が煩雑になることは当然の事と思う。基礎年金番号制度が早くに確立されていれば、今般の自体はこれほどの重症化になっていないと思う。 不正免除問題、報酬改ざん問題については社会保険事務所において高度な徴収職員としてのスキルが求められると同時に、高い徴収率も求められていたのだと思う。就うことはモチベーション向上につながるが、徴収率を上げることが仕事となり、本来の目的を見失ったことによる職員一人ひとりのモラルの低下が原因と考える。 年金制度、組織、職員の仕事に対する意識の欠如が絡み合った問題と認識している。	宙に浮く年金記録、報酬改ざん問題については、ただただ、一人ひとりの記憶を聞くことに徹した。いつ、何処で、誰と。詳細を確認し、資料と向き合い、旧法については詳しい方に聞いた。不正免除問題、また、その問題発覚以降、関係法や手続法、マニュアルなどを再確認するようにした。業務が閲覧についても、常に自分に問いかけ注意を払った。 多岐にわたる問題に対し、もっとコミュニケーションを図るべきであったと感じている。それにより、知識の共有が図れたのではないでしょうか。また、今回の問題については、「他人のものという意識ではなく、これが自分の記録だったら？」「徴収率や法人のためではなく、住人や従業員のためという意識があったら。」常に見られている意識を持って、できること、できないことを確認しあうことのできる体制であったらと感じている。
6952	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	一般の仕事と年金記録の仕事を現在両立していますが、やはりこれでは限界があり早期解決のためには、年金記録の専門の係をつくり人員を増員すべきだと思います。また、記録が判明して再裁定の手続きをしてお金が入るまでに相当の時間を要しており、お客様からの問い合わせが多いのが現状です。高齢者が多いためこちらについても本庁の人員を増員して早期解決に努めるべきだと思います。	私が知ったのは、国民年金に配属された平成16年頃からです。市町村からの照会の電話や来客の際に基礎年金番号以外に厚生年金の手番や国民年金の手番をお持ちの方が相当の数いらっしゃいました。その都度、来客の方々については、統合などの手続きをしていましたが、来られない方の中にも同じようなケースがあると思い、その頃から問題だとは感じていました。	私は、来客されたお客様については、基礎年金番号以外に記録がないかを聞き、その都度調べて他の記録が判明した場合には、統合などの手続きなどをしておりました。 しかし、現時点で見た場合には、当時調べる方法として氏名と生年月日などから調べて、記録がない場合には、ないとのことで回答しておりました。しかし、今は厚生年金の申出書や国民年金の申出書があり、回答するまでに時間はかかりますが当時より、他社保や市町村へ照会するなど、より詳しく調査することができます。 今考えると当時から行っていればと反省するところもたくさんあります。
6953	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	現在問題解決の為に]行われている認作業等を出来る限り迅速に進める。 市町村で台帳を保管されているところがあれば、その台帳を確認させてもらえないか、協力依頼してみればどうかと思う。	平成19年ごろ、消えた年金記録の話から年金記録問題について知った。 納めたはずの年金が記録に残っていない、厚生年金の標準報酬が実際より少ないなどの問題。 手番が統合されていない、台帳から機械への記録の写し間違い、記録自体が残っていないなど、原因が多岐にわたると認識している。	旧台帳記録整備の仕事がきたときに積極的にとりくんだ。 本人が支払いを確認できるものは領収書で、実際に台帳に納付記録が載っているかどうか、確認する機会も通知等も今まではなかったことが反省点のひとつに挙げられると思う。
6954	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在、作業しているやり方で対象件数をできるだけ減らし、市町村に残っているデータ等を活用し、さらに件数を減らす。残っているものについては戸別訪問し、対応していく。(国民年金) 現存している事業所であれば、その当時の資料等がある可能性があるため、事業所に情報提供を呼びかける。(厚生年金) どちらにしろ、こん問題の解決は難しいため、すべて解決できるとはいいきらず、現状を踏まえた上で、正しい公表をしていただきたいです。	記録が手書という形でういているのが多々あると知ったのは平成17年4月になります。総合相談室に配属され、窓口業務をしていく上で、統合できない、手番があったため認識していきました。当時は、手番を統合する上での確認行為がきびしかったため、本当にこれでいいかと疑問に思っていました。	当時の住所、事業所名など、帰宅後調べていただくようお願いし、記録に関しての重要性をきちんと指導した。 広報不足、制度の複雑性、社会保険事務所職員の職務怠慢等が反省点だと思います。
6955	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思い当たるものはありません。		手帳番号の未統合記録があることは入庁当初より知っていましたが、その規模が何千万件にも及ぶほど大きい問題との認識はありませんでした。ただし、年金裁定時に必ず確認をするため、遅くともその時点で記録は整備されるものであると教わった記憶があります。	窓口(年金相談以外の窓口)で記録について質問があれば、氏名検索等を行い確認をするようにしていましたが、以前は全く会社名を当方から言うことができないことなどから、本人と確認できないケースが多々ありました。情報提供の基準が厳しすぎる、統一されていない等お客様の視点が欠ける対応であり、社会保険庁全体の意識として、大問題であるとの認識がなかったことが最も反省すべき点であると思われます。
6956	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし		以前から、厚生年金の記録画面に名前が登録されていないものがあるのは、わかっていましたが、平成11年に、業務課に異動し、厚生年金の期間調査の直接の担当となり、記録画面に名前が登録されていないと、ご本人が厚生年金に加入していたことを申し出なければ、確認ができない記録として残ってしまうのではないか、と思っていました。	当時、在職した事務所は県内でも小規模の事務所でしたので、マイクロの名簿と原票から一人ひとりの名前を入力することを試みようと思いましたが、名簿や古い原票には、氏名のフリガナがなく、一般的な読み方で入力処理してよいものかどうかわからず、また一括適用の事業所(大規模)が1件あったのですが、神奈川県からの移管事業所だったため、事務所には台帳がなく入力処理はあきらめました。 反省点としては、このことを、上司や課の同僚に、相談しなかったので、もっと積極的に呼びかけ
6957	地方庁	その他(社会保険事務所)		社会保険事務所・事務局ごとにに新たに年金問題専用の部署を設置することが望ましいと考えます。	マスコミや報道の影響もありますが、大きく取り上げられたことに驚きましたし、ひとごとではないと認識いたしました。平成19年12月ごろです。	とにかく1件1件丁寧かつ迅速に対応することを念頭に考えていました。名簿の記入は当時手書きになっているため判読できないものや誤記入の間違いが多く存在していたので機械化にするなど他の方法も考えるべきだったと思います。
6958	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	未統合の記録がある可能性が高い方にたいしては、文書のみではなく電話や戸別訪問により確実に接触をはかるようにする。 その作業は委託業者を活用し、費用をなるべく低く抑える。	基礎年金番号導入後すみやかに手番統合をおこなわなかったことにより生じた問題であり、国民の信頼を回復するための最優先課題であると認識している。 未統合の5000万件について報道が始まった頃に知りました。	年金特別便についてのお客様の対応については旧姓の確認や職歴等丁寧に聴取し、1件でも多くの記録を統合するよう対応した。 基礎年金番号導入後記録の統合は裁定請求時におこなえばよいとし、すみやかに手番統合をおこなわなかった点が反省点として挙げられると考えている。
6959	地方庁	その他(社会保険事務所)	公表されている問題以外に特に知っていることはありません。	窓口相談の段階において、より詳細な記録確認が必要かと。	問題として認識したのは平成19年以降です。 マイクロ上に未確認の記録が存在するのは知っていましたが、年金を請求する時点で記録確認することで解決できるものと思っていました。	不明記録の解消につながるよう、窓口相談時の記録確認に細心の注意を払いました。 相談を受ける側、する側どちらの立場にしても年金に対する認識が低いと思いました。 皆に必要なら初めから教えておくべきかと。若年層への教育が必要ではないでしょうか。
6960	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	ウインドマシンの検索で簡単に見つからないのが現状である。 また、職員の熟練度により記録を見つけられないケースもあり、まだまだ今のシステムは不十分である。 あいまいな検索でも見つけられるようなシステムを構築する必要があると思う。 高齢の方から聴取しても、記録を全く思い出せないケースが多々ある。最後のひとつまでというのは難しいのではないか。政府として法的な措置を講ずる必要もあると思う。	年金記録問題が発覚し、これほどまでに未統合記録があるのには、正直びっくりした。過去の事務処理が適切に行われていなかったことに憤りを感じる。 ただし、記録が受給権に直接つながるものになるものなので、過去は過去として丁寧に対応していかなければならない。 基礎年金番号の導入のとき、回答の返事があまりなかったことから、未統合の問題がおきるのではないかとその当時感じた。	年金請求の際に記録を確認することから、未統合の問題は生じないと思っていたが、機械にでてこない記録もあることから認識が甘かったと言わざるを得ない。また、事業所任せにしており、被保険者自身が記録を確認をする術がなかったのは問題であった。 現在の定期便の形態がいいのかは疑問であるが、確認をするという意味では、定期便の発行というのは意味があるものだと思う。 年金は何十年後かに結果として現れてくるものなので、被保険者に意識を植えつける意味でも、届出をした時点で記録を確認できる方法というものがあれば、いいと思う。 一方で、記録問題により特別便等を精査しないまま発行したことから、国民の不安を増長させる結果になってしまったのではないか。
6961	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	地道な作業の継続	過去に既に解決してなければイケナ問題 10年前	 記録の厳格な管理
6962	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	専門のスタッフを多数投入し人海戦術により集中的に問題に対処する	未統合の年金手帳番号があることは知っていたが、 記録照会や裁定時にほとんど統合されているものだと思っていた 全体の件数や、その対象者、記録の改五等については年金記録問題 に対しての報道が行われるまで知らなかった	もともと年金の相談を受けたときなどは、積極的に過去の記録を 確認し、被保険者の方にご案内していた 年金制度全体を考えたうえで問題点や改善点を洗い出す部署がなかった もしくは小さすぎたのではないだろうか また、俗に言うキャリア・本庁・地方の三層構造により、庁全体で問題意識を 共有することができず、これほど大きな問題となるまで、十分な手をうつこと ができなかったのではないだろうか
6963	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくになし		市町村への業務委託をしている際に、処理・管理の統一を図らなかったために生じた問題。 実際に業務に携わらなければわからなかったと思う。	統一されていない情報を、現段階で統一せねばならなかったため、制度の変遷を知らなければならないと思った。 反省点としては、処理・管理の方法を統一させ、かつ厳守させるよう心がけるべきであったと思われる。ただ、現状においても、社会保険事務所間で統一されていない点が多々あり、何も解決には至らないと思う。
6964	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ない		国民のほうを向いた意識が十分ではなかったために発生した問題だと思っている。また、記録管理に対する意識が極めて希薄であったために起きた問題だと思っている。 なお、平成19年6月に年金記録問題がクローズアップされるまで知らなかった。	意識改革を図ることに日々努力した。 反省点として、国民のほうを向いた意識が十分ではなかったことと、記録管理に対する意識が極めて希薄であった。
6965	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録判明後、再裁定を経て年金が支払われるまでの期間の長さが大きな障害となっているので、この点の改善を最優先にすべきと考える。	入庁(18年4月)前からニュース等で聞いていた。 自分の世代からすれば、過去の社会保険事務所で行われた仕事の負の遺産という感がある。	自分としては、入庁して日が浅いこともあり、自分に与えられた仕事に集中するのみであった。 現時点で考えた場合、年金記録とは年金支払額に直結するものであり、現金と同様の適正な管理を求められるにも関わらず、年金記録を作成する段階から、そのような適正な管理を行っていこうとする姿勢に欠けていたのではないだろうか。
6966	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	特にありません。	事業主より出された書類は正しい物としていましたので、特に意識していませんでした。平成19年春のマスコミ等の報道でしりました。	記録問題の対応を優先に、年金相談の待ち時間の短縮を図った。あまりに早く進めたため、結果としてお客様を長時間待たせてしまった。今後は、年代を区切り、3年～4年をかけて、受給者より始めた方が良いと思います。
6967	地方庁	その他(社会保険事務所)	今年4月に任用職員として仕事を始めたので、よくわかりません。			
6968	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません	問題をご存知の方から提示される問題の内容により検討することだと考えます。	早急な解決が必要だと認識しました。 具体的にいつ頃だったかは思い出せないが、年金記録問題としてクローズアップされた頃だとおもいます。	来訪者・電話相談者に対して、誠心誠意の対応をすることに全力を注ぎました。 早い解決が重要ではあったが、特別便の内容・送付時期が適切であったのか、返って混乱を招いた部分があったのではないかと疑問に思うことがあります。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6969	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	機械的に突合できない記録については、人の目で確認するしかない。 手番や事業所番号等、キーとなる記録が抜けているような記録は、当時の入力ミスと割り切って処理しないと、永遠に解決しないと思う。		
6970	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	ご本人からのお申し立てに対して、丁寧に調査、確認していくことが重要だと思います。	各年金制度の加入記録を別々の番号で管理していたため、加入記録が一本化されておらず、年金受給の際に記録が漏れたまま裁定されてしまうことがあることが大きな問題だと思います。 基礎年金番号に統合されていない手番記録の存在を知ったのは、社会保険事務所に就職し業務を行うなかで知りました。	窓口や各種届出の際に手番記録がある方には、基礎年金番号記録への統合処理を行ってきました。 反省点として、基礎年金番号制度創設後に、今回のねんきん特別便のような加入記録のお知らせを送付して確認をしていただく機会をもっと早い時期に作るべきだったと思います。年月が経っ
6971	地方庁	社会保険事務所課長級以上	昭和40年から50年代に年金裁定したかたは年金記録を正確に収録せず年金を受給されている。 正確に記録確認をすれば減額になる方も出てくると思われる。	まずは、旧台帳を早くオープンさせないと年金受給者の方は高齢になっており、早急な対応が必要。また、年金制度に熟知した職員を専門スタッフにおいて記録整備に当たらなければならない。	歴史として旧台帳をマイクロ化した時点ですべてパンチすべきであったのでは。 私が入庁して以降では平成8年の基礎年金番号導入時がポイント。 基礎年金番号に統合されていない年金番号を年金裁定時に統合する方針とされたが、過去記録に整備事業をもっと積極的に進めるべきであった。	基礎年金番号を導入以降は、来所される方には必ず過去に加入の年金制度を聞き取り、氏名検索等で統合処理を行なっていた。 これは、来所されるお客様にしか出来ず、問題があると認識していた。 また、今後古い記録を確認するうえでは、やはりベテランの職員、制度に熟知した職員が記録問題に解決には不可欠。懲戒処分者などを一律不採用にした方針は撤回すべきで、国民のために
6972	地方庁	その他(社会保険事務所)		・年金給付課、再裁定事務要員の増員。 ・記録統合→「要再裁定リスト」配信→再裁定報告書進達という記録問題以前と変わらない処理の流れを簡素化。 ・共済年金の支給データの提供を受けることにより、選択申出書を省略。 ・加給年金を受けていた者を再裁定した際、受給権発生日が遡ったときは当時の生計同一の確認書類を取らせず、無条件で加給年金の遡りを。	基礎年金番号制度が始まり10数年経っても、年金請求時に統合されていない手帳番号が見つかる事例が多々あった。(制度発足時に、返信はがきで基礎年金番号以外の手帳番号の回答を求めていたにもかかわらず) ただ、年金請求時に職歴をきちん提示し本人に確認をとり調査、統合を行っていたので、記録問題として騒がれる以前までは、少なくとも年金請求時には個人の記録統合が完了すると考えていた。	制度に対して不審、疑惑を抱えて来所されるお客様に対し、真摯に対応することを心掛けた。 ただ「消えた年金」という名称が一人歩きしすぎて、基礎年金番号発足後に初めて資格取得したような若い世代にまで「自分の記録が消えてるのでは？」と思わせてしまうような、問題発覚時の制度に関しての広報及びマスコミへの説明不足については、接客を行う現場として不満を感じるとともに、反省点であると思う。 また、団塊の世代受給開始時期とも重なっていたこともあるので、記録問題についてはシステム、体制を整えたうえで「とべつめ便」の送付を行うべきだったと思う。
6973	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特別便、定期便等による照会、回答を地道に続けるほかないと思います。 ただし、効率化のため記録検索のためのツールについては、改善してほしい点は多くあります。 例えば、オンライン化後の記録について、氏名検索で該当がない場合に、特定事業所内について、氏名の一部、生年月日等で検索できるようにする。(大規模事業所の名簿(届書053など)を全て見るのはほぼ不可能) 被保険者原票照会(届書080)について、生年月日等の収録漏れ、記号等の誤りが多数あるので改善していただきたい。	問題を知ったのは、報道等をされるようになったとき。 未統合手番が5000万件あるといわれたが、ほとんどは死亡等により年金受給に結びつかない記録か、年金受給年齢に達していない人の記録と思っていたが、年金受給者の記録が多数あり驚きました。年金請求時には番号統合がされているものと思っていたので。	できるだけ年金記録がご本人の記録とつながるよう、特別便等の受付、調査、回答を行った。 反省点としては、マスコミ等に急かされたためやむをえないですが、準備不足の状態で特別便を送ってしまったことです。結果窓口で長時間お客様を待たせたり、同じ人に何度も照会文書が届いてしまったりして、受給者・被保険者の方にさらなる迷惑をかけてしまったこと。また当初は、記録検索のツールも未整備で調査に時間がかかり、再裁定についても処理体制が未整備により大量の滞留が発生し、受付から記録整備まで長時間をようしたことが、さらなるトラブルを引き起こしてしまったことなどです。
6974	地方庁	その他(社会保険事務所)	わからない。	人材を増員する(しっかりと研修等をおこなった人員、経験が豊富な職員)。	わたしが入庁した時点で問題化されていたと思う。 解決に時間がかかるであろうと思っていた。	窓口業務の担当であったので、まず窓口のお客様にわかりやすく説明しようと心がけた。(窓口が混雑していた頃は、何が問題かわからないがとりあえず来てみた、というお客様も多かった。) 反省点は、年金記録、基礎年金番号制度導入以降年金記録統合事業に対しての社会保険庁全体の問題意識の欠落(裁定の時に統合になっていれば・・・)。私はここ数年に入庁したが、過去の記録を見ると当時の職員の記録に対する意識の低さがみてうかがえることが多々ある。
6975	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	早期解決、早期信頼回復のためには、資金はかかりますが人材を集めて集中的に、1件1件つぶしていくこと。又は、停止できる事業(業務)を一時的に停止させ、その間だけ集中的に職員により進めていくこと等が考えられるかと思います。決められた人数での作業では無理があるかと思いますので、何かを犠牲にしなければならないのではないのでしょうか。	平成9年1月に基礎年金番号が導入された時に、すべての被保険者が完全に全員が手番から基番に移行できるのか、複数の手番を持っている者はきっちり回答してくれるのだろうか等の不安があった。しかし、遅くても年金請求時でも統合することは可能であることから、だいたいの方はこれから年金請求時までに基番に統合されるだろうと思っており、ここまで問題になるとは思っ	何も対応できなかった。今思うと、基礎年金番号導入時の周知が甘かったのではないか。もっと時間を掛けてでも、フォローアップすべきではなかったのではないか。
6976	地方庁	その他(社会保険事務所)		地道に調査を続けるしかない。	国が管理していたにも関わらず、漏れや誤りが起こってしまっており、国民の信用、信頼を裏切る重大な問題である。 旧姓で管理された未統合手番についても問題として考えるとすれば、職場に採用されてすぐ。	国民個人個人のためにという気持ちはもちろんだが、社会保険庁の信頼回復のためにもできる限りの問題解消をしなければという気持ちで調査に臨んだ。 機械化されてない中での情報の管理は困難であったとは思うが、正確な管理が必要だったと思う。
6977	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	問題ではないかもしれませんが、いままでは40年という長い期間を納付して、保険料をかけ始めてから40年以上も経ってから過去の記録がわかる仕組みとなっていました。 現在は、ねんきん特別便やねんきん定期便により過去の記録が確認できるから良いのですが、今後、何十年かすれば同じ問題が発生することも考えられます。	良い方法は、思いつかないのですが、証拠書類があるうちに定期的に本人に加入期間等を確認してもらうしかないと思います。	事務処理の誤り等で少ない年金額に影響を与える大変な問題だと思っておりました。 基礎年金番号が発足したときに、年金の番号を2つ以上持ってもっている方がどの程度基礎年金番号に統合されたかの情報がなかったので、気にはなったのですが年金の裁定請求時に統合するという考え方がありましたので、整理がされていくものと思っており、未統合記録が5000万件もあることは、報道されて初めて知りました。	自分では、何もできなかったのですが、基礎年金番号制度ができたときに、もっと積極的に統合処理をしておき、10年ぐらいで終わらせておくべきだったと思われます。
6978	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
6979	本庁	その他(本庁)	改竄社保時代に倉庫で、遡及月変など不自然な記録の操作の痕跡と見られる各種書式を、古い滞納処分票を見に行ったときに見た。どこまでが嘘なのか見極めはできなかったが、徴収職員や下手をすると適用や健保給付、所長もひっくるめて一緒に企んだのではないか？と思えるふしがあったと思う。 ちなみに、以前、この手の問題に関するアンケートが実施されたときにも、同じ内容を回答しています。	例の記録を確認してもらうために送っている"報酬入り特別便"で、やられてしまった元従業員の返事を待つしかないと思う。大方、やった会社も、かかわった職員も、自分の首を飛ばすこの問題に対して、正直に答えることはないと思います。場合によって、すでに証拠になりそうなものは処分されてしまっているのではないでしょうか？物証で解決するには時間がたちすぎだと思う。	いずれさまざまな問題が噴出するだろうと、内心思っていました。手番の未統合の問題は、ある程度時間をかけていくしかないのか、と思いつつ、職員や事業所の不正の絡みで問題が実はいろいろあるのでは？と、東京の社会保険事務所在勤中に思っていました。	いろいろと事務所の課長などに言ってみても、発言はかき消されるばかりで、効果はありませんでした。職員の教育がうまく言っていれば、こんなことにならなかったのではと、思っています。大学校がもっと機能的であるべきだったと、個人的には思っています。
6980	地方庁	その他(社会保険事務所)		この問題を組織全体のものであると再認識したうえで、全員が一丸となって取り組むことが必要と思う	年金記録を所管する部署として、致命的な問題であると思った 存在を知ったのは、報道により	いち早く解決に向けて行動するようにした
6981	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	引き続き、特別便、定期便にて記録の確認をしていただき、当庁からも市町村、事業主様の協力を得て未確認記録の調査をしていく。	確認できていない年金記録があることは、あってはならないことであり、一日も早く解決しなくてはいけない問題だと認識しています。 基礎年金番号制度が開始されたとき、ご本人様からの申し立てがないと統合されないことがあるのではないかと思いました。	ご本人様からの申し出や当庁にて保管している記録等からも調査し、一日でも早く記録の確認をしようとしました。 反省点として、基礎年金番号導入前は、国年、厚年、船保とそれぞれ番号があり基礎年金番号導入時に手番の統合作業ができていなかったことや、古い記録の管理が正確におこなわれていなかったこと、年金記録をご本人様に定期的にお知らせしていなかったことが考えられます。
6982	本庁	その他(本庁)	特にありません。		年金相談窓口で受付しているとき、裁定請求書類の受付をしていると厚生年金の手帳番号がたくさんあり、いままで統合作業を放置しておいたツケが回ってきているものと思いました。 また、女性の人が年をごまかして仕事していたのか生年月日を合わない事もよくあり、年金加入時の身元確認をしていないのだなと思いました。	職歴の聞き取りを徹底しました。 事業所から提出された加入届けが絶対であるという取り扱いが今の状態まねいたのではないでしょうか。
6983	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません		年金給付業務を担当していた平成10年頃から年金記録のもれや誤りがあることは知っていたが、当時は「請求時の確認不足のため」とその位の認識しかなく、今回の年金記録問題でこれほどの件数になるとは思いもしなかった。 「年金」は生活に直接影響するものであり、国民の皆様からの非難等は当然のこと。自分自身の認識不足を反省するとともに最優先で取り組むべき問題であると感じている。	国民の皆様からの信頼回復に向けて率先した対応が必要であり、私自身最優先で取り組んできたつもりである。 元々は年金記録管理自体に問題があった訳であるが、平成9年の基礎年金番号導入時点での対応が不十分であったこと、私たち職員一人一人の意識不足も反省すべき点ではないかと思う。
6984	地方庁	その他(社会保険事務所)	再裁定の処理が新聞等では約半年と載っているが、業務センターでは選択届が必要なものは1年半くらい掛かっている。とにかく遅い。	選択届は後回しにしないで、受付順で処理すべき。	当初は、単に古い手番を統合していないのが多いという認識のみ。知ったのは、テレビや新聞で報道されたのと同じ時期。	対応者には、とにかく手番がないか氏名索引をした。今まで手番統合は年金を受給するときまで後回しにしていたことが駄目な点。
6985	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	地道にこつこつと解明していくしかないと思います、そのためにこれまで記録調査日精通した経験者を中心にし古い記録については調査していく必要あり。	年金記録問題は、いろいろなことが複合しているので、未統合についていいマスト基礎年金番号導入時と3号被保険者について記録確認と統合については難しいものと認識していました。	資格取得時に他の手帳番号を持っていないかどうかの確認の徹底、3号被保険者の資格取得について配偶者の手帳番号等確認できるようにシステム的に把握運動することができなかったのか。
6986	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	第一に定員増、第二に研修内容の充実等を図る。	今までやってきた年金関係の社積な事務処理に、大変な問題があったと思う。世間で騒がれ初めてきた頃から。	できるだけ早く記録訂正が出来るように、また適正な事務処理になるように心掛けました。個人個人の認識の甘さ、馴れ合いの事務処理等。
6987	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	お客様の職歴確認が解決への要点であり、現在取組まれているお客様への情報提供(短期間1年の定期便等)が、第一歩と考えます。 また、お客様からの照会に対する調査システムの充実が必要と思います。 現在の事業所検索システムをもっと発展化し、オンライン上で容易に簡潔に確認のできる体制が望まれます。	問題の存在を認識した18～19年度以前は、お客様が年金請求をする時点における記録の確認・整理により、概ね整備がされるとの体制であり、そのように認識していました。 現在において、未統合件数や未解明件数を勘案すると、大きな問題であったとの現実を認識をしているところです。	照会対応の充実と体制づくりに努めてきたところです。年金記録は、保険者と被保険者がその情報を確認共有することが必要であり、生保業界で行なわれていた契約状況の情報提供確認の体制のように、年金記録の情報提供の取組みを行なう機会を持っていれば良かったのではないかと考えます。
6988	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	-	年金制度の信頼を揺るがせる問題 平成16年頃	年金請求時だけでなく一般的な相談の際も記録の確認を行っていた。 今回の特別便のようにご本人に記録の確認をしてもらえる機会を早い段階から設けるべきだった。
6989	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	ますは、お客様からの期間調査の未回答分を早急に解消することが先決。そのため、現在実施していることではありますが、全職員体制で行うのはもちろんのこと、経験が重要な業務のため多くのOBの支援が必要と考えます。ハード面では、WMでの「080」検索について、検索条件の方法がもっと広がれば探しやすくなると思います。	基礎年金番号に統合されていない手番の記録について、お客様から届出や相談のあった時に発覚したものについて、その都度統合処理を行っていた。そのように一斉にではなく順次統合していくものと認識していたため、問題とは認識していませんでした。	相談や届書等でお客様の記録に触れた際には、なるべく年金記録を確認して手番を統合するように努めていました。 基礎年金番号制度の導入時に、手番の確認を本人からの申出制にしたため、予想よりも反応がなく、現在まで膨大な手番が存在しているのだと思います。もっと早くに、一斉に解消するための作業を行うべきだったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
6990	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	同一人に対し複数の年金手帳番号が払い出されていたこと。 制度発足当時から戸籍または住民票との連携が必要であったと思います。 基礎年金番号による一年金番号の完成に向けて、努力するしかない。 制度周知の不足に言及される方が多い。 学校教育の場に」限らず、地域での集会や自治会等への協力依頼を行い、制度周知の機会を設けるべきであると考えます。	認識し始めたのは、平成14年1月。 それ以前から、脱退手当金に関し証拠書の保存について先輩方からの指示があり、残していることにいずれ問題化することを意識していた。 記載内容が読みとれないペーパーによる管理から、マイクロフィルム化した当時に、将来の不安を感じた。昭和61年ころと思われます。 問題化した当初、記録の一部でもインプットがされていないこと等は思いもしなかった。	根本的に考え方の変革があったということ。 自己の職歴は誰しも覚えているものとの認識があった。 運用する一方の当事者である社会保険庁が常に的確に個人の加入状況を把握できないで居たことが問題視されている。 私たちの業務が「サービス業」との認識を持って久しいが、まだまだ自己防衛の意識が高く、真のサービス業とは言いがたい。 制度自体も難解で苦情もこの点に尽きる。 分かりやすい解説と、安心感を持ってもらえるような対話が必要であると思います。
6991	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	窓口対応人数を増やし、お客様をお待たせしない。 OBや、OGの活用知識の伝達、新人に対する教育	テレビや新聞等での報道に、大変な問題になると思ってました。 平成19年夏頃だと思います。	お客様に対し、できるだけわかり易く専門用語を使わずに説明をし、ご理解いただくこと。 カセットオープンを完全にしておいていただけたら、問題が起きた早期からの相談時に相談がしやすかったと思われます。
6992	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。	現役加入者の方には、加入履歴や保険料納付状況を定期的にお知らせするように引き続き行なっていく。 誰のものか特定できていない記録については、予算や人員も措置がされるので記録確認や再裁定事務等を全力で取り組む。	年金裁定請求時に加入履歴を請求者本人からの申し出により確認をまず行っていました。氏名索引から基礎年金番号以外の記録が見つかったり、WMでの調査では記録が見つからず期間調査を行っていた状況がありました。 基礎年金番号に登録されていない記録(誰のものか特定されていない記録)の氏名の読み方が違って入力されていたり、入力もされていない記録もありました。 基礎年金番号に登録されていない記録は、請求者からの申し出がなければ、年金給付に反映しないまま、誰のものか特定されないままになってしまう結果になると認識はしていました。	年金裁定請求時には、氏名索引を可能な限り漢字の読み替えをして索引してみたり、加入期間に空白期間があればこちらからどこか会社に勤めたことはなかったか等ただずねてはいました。 やはり当時は申請主義というのがありましたので、限界があったと思います。(例えば見つかった記録の事業所名はこちらから教えられなかったりです)
6993	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		基礎年金番号が設定されて以降、未統合の記録が沢山有ることは予想していました。しかし、年金請求時には確認がされ統合も進み、そのうちに未統合の記録も無くなるだろうから大した問題ではないと思っていました。 その後、記録問題がマスコミなどでも大きく報道されるようになり、年金受給者でも未統合の記録が予想以上に多く有ることや、記録の改ざんまで有ったことを知り驚きました。	記録の改ざんは有ってはならないことなので、チェック体制の強化や改ざんできない業務システムを作っていく必要があると思います。 未統合の記録については、本人の協力も得ないと進まないので、社会保険だけの努力では難しいと思います。記録の統合を急ぐばかりに、年金への不信感をあおっている状況もあります。今後も国民の皆さんが不安を感じないような広報をしながら、順次、出来るだけ早く統合できるように進めていくべきだと思います。
6994	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	一人一人の記録の照会に対して、お客様に丁寧に答えていくことが、一番の近道と考えます。納得してもらうことが、大切と思います。	問題がこんなに大きくなるとは、おもいませんでした。マスコミ、特にテレビで連日報道されるようになり、驚大さを認識しました。	一つ一つの処理に対し、責任を持ってやっていかなかれば、いけないとおもいました。また、一人の目だけでわなく、チェツク機能を高めていく必要があると思います。また、勉強会等を開き、レベルアップをしていかないといけないと思います。
6995	地方庁	その他(社会保険事務局)	記録というより年金の仕組みや給付について等世間的には知られてないことのほうが多いと思います。	現在行っている方策に人数を投入して地道にやるしかないと思います。	国民年金を事務所で行っていた平成15年当時に窓口で領収書があるがオンラインに反映していない記録があったのが最初と思います。当時は窓口に来るお客様が少なかったためレアケースとしか認識はありませんでしたので特に問題意識はありませんでした。	紙台帳からオンラインに登録するときのチェック体制の悪さと、お客様に対する広報等制度の周知不足があると思います。また、膨大な記録を長年管理しなければならないのに管理方法が悪かったと思います。
6996	地方庁	その他(社会保険事務所)	当事者がすでに死亡されていて、その当時の状況を知っている親族等もいないケースがあり、本人の記録の可能性があっても記録判明に結び付けられない。	カセット記録をWMに収録することと、紙の台帳(原票)とWM記録との照合を行うことがまず第一と考えます。また、1ケ月しか勤務していない会社などの厚生年金記録は、本人すら忘れているケースが多く、こちらから事業所名も記載した記録確認通知も必要と思われます。	私が採用された時には、すでにWMが設置されており、すべての記録は氏名検索で確認できると思っていました。なので結婚等により姓が変わった人だけを注意すればよいと思っていました。多数のふりがなおよび生年月日入力誤りが存在するとは、記録問題がマスコミで言われるまで知りませんでした。 また、氏名検索でそれらしい記録が出てきても、会社名がすぐ特定できないケースがこれほど多いことにも驚きました。	とにかく、お客様の申し立ては、すべて事実として耳を傾け、得られた情報を基に一件一件の相談および記録の判明に時間をかけました。 反省点についてですが、とにかくWMにすべての記録が入っていると思っていた私にとっては、紙台帳の記録がすべてコンピューターに移行できなかったり、誤って登録されたことであると考えます。
6997	地方庁	その他(社会保険事務所)			私が、社会保険庁で働き始めたばかりの頃は、信じがたい問題だと捉えていました。また、一刻も早く解決しなければいけない問題と、認識していました。 年金記録問題というものが存在することを知ったのは、社会保険庁で働き始めた時で、4年くらい前です。	年金記録問題の存在を知った頃は、「ねんきんダイヤル」関係のコールセンターに勤務していたので、記録問題に関する苦情・クレームには、誠実に応対するように心がけました。 年金記録は、国民(お客様)の大切な納付記録である、という自覚が不足していたのかもしれないと、考えます。また、年金制度は非常に緻密で、複雑なので、制度に対して熟知している人が、昔から現場に少なかったのでは?と思いました。それにより、記録問題の業務はどんどん後回しにされ、現在のような状況になったのかもしれない・・・というのが、個人的な予想です。
6998	地方庁	その他(社会保険事務所)	5000万件を0件にすること	新たな年金記録が判明したことにより、受給額が下がる方の場合に、その方が下がることを納得されないときには登録しないため。0件にはなりません。対策はこのような事例の公表。世間からの承認	厚生年金加入時における、保険者、被保険者両方の安易に新番払い出しをしたことによる問題と認識してます。また年金請求時においては、本人の記憶の範囲内での年金裁定になっている。	年金記録問題のお客様については、とにかくお話を聞く事に努めました。基礎年金番号導入前は安易に新番払い出しがされていましたが、現在は基礎年金番号導入により安易な新番払い出しはないと思っています。
6999	地方庁	その他(社会保険事務所)	外国人の場合、国民年金加入時の記録と厚生年金加入時の届出氏名が相違するケースが度々ある。氏名を日本語表記にした上で、管理している為本人記録かどうか判別することが難しい。また、疑重複にならない場合は同一人物に対して基礎年金番号が複数払い出されることがある。	氏名による管理は難しい面があるので、IDなどで判別できるようになればよいと思う。日本人の場合も同様と思う。	年金記録の問題点については、問題の発生過程に従って事業主の届出誤りに起因するものと、社会保険庁の記録管理に問題がある場合に分類して考えられるという認識です。前者については、現存被保険者からの申し出により問題が明らかとなりますが、後者については過去の記録についてが主となりますので、今般のような社会問題として認識したのは平成19年ごろだと思い	年金記録については被保険者本人ですら中身を詳しく知ることができなかったことに問題点があると思う。被保険者自らが確認できる仕組みを作ることにより、事業主、記録の管理者についても緊張感が生まれることと思う。
7000	地方庁	社会保険事務所課長級以上	わかりません。	事業所名簿、年金番号払出簿、被保険者台帳等の紙台帳からの地道な掘り起ししかないと思う。	平成2年期間照会を担当していた頃、氏名、生年月日、氏名が登録されていない喪失者ファイルの存在を知ったとき。	まずはカセット照会を考えたが、1日の照会件数の制限があり、自分だけではどうのもならないと思った。 後任に引き継ぐなど地道な作業を継続すべきだったと思う。
7001	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	職員全員が特別便の調査をしていますが、未だ処理が終わっていません。回答がない方は不安に思っていると思いますので、より一層処理に力を入れるしかないと思います。	年金問題は、テレビの報道等で知りました。 これほど多くの記録が不明になっているとは思わず、受給できるはずの年金が受給できていないことは深刻だと思いました。	お客様の立場に立って、まずは謝罪し、不明となっている記録を探すよう努力しました。 先の事を考えず、番号をそのつど付番していた事、請求手続きに来所された際、記録を再度確認しなかった事等が反省点だと思います。
7002	地方庁	その他(社会保険事務所)	分かりません	具体的には分かりません	これほど長期間重要な記録を保管しておかなければならない官公庁は他にないかと思われますが、それ故にコンピュータ化する以前の紙台帳での記録の管理が難しかったと思います。 しかもWMという特殊なコンピューターのシステムが、複雑な年金記録を扱うにはだいぶ杜撰だと感じており、とても気を付けて事務処理をしなければならないとはずっと思っていました。	個人レベルでは難しいところはありますが、常に細心の注意を払いながら、自己責任なんだと思って仕事をやるしかないと考えていました。
7003	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題が一般に知られる数年前に、自分の父親の国民年金納付記録に不備が見つかり、近い将来大きな問題になり得ると感じた。	個人レベルでの対応には限界があると思い、特段の行動はとらなかった。 当時の組織では、問題を提起しても受け入れられる機運はなかったと思う。
7004	地方庁	その他(社会保険事務所)		今現在行っていること、これから行うもの等あるかと思いますが、まずは紙台帳等とオンライン記録の突合を早急に終了し、記録を正しいものにする。 また、紙台帳等の記録がいつでも簡単に閲覧できるようにする。 これが終了しないと、記録照会の回答は中途半端なままです。整備途中の段階で回答をしている今までの状態では、後から記録が出てくるのではとの思いがあり現場として不安です。 問題が大きく方策は思い浮かびません。 社会保険庁だけにとどまらない部分もあるため、解決にはかなりの時間がかかると思います。	はっきりとは覚えていませんが、年金給付を担当した時期(平成9年4月以降)に、オンライン上で氏名の読みの違いや生年月日の誤り(入力誤りか届出誤りかは不明)があることは分かっていましたが、全ての記録が反映されていると思っていたため、氏名索引等(旧姓・読み間違いが考えられる氏名、範囲を広げた生年月日)を行っても記録が出てこない場合はかけていなかったのではないでしょうかとの回答を行っていました。また、全ての記録がオンラインに反映されていると思っていたため、特に疑問には思わずにいました。 国年納付記録がオンライン上とマイクロフィルムが合わないことがあることは初めて国民年金担当した時期(平成4年～平成8年)に納付記録訂正処理票を書いた記憶があるので、そのころには分かっていたと思います。 その他の記録問題については、今回の年金記録問題発覚によりわかった次第です。	オンライン上で氏名の読みの違いや生年月日の誤り(入力誤りか届出誤りかは不明)については、全ての記録が反映されていると思っていたため、氏名索引等(旧姓・読み間違いが考えられる氏名、範囲を広げた生年月日)を行うことにより対応は可能と考えていました。そのため特に問題という意識はありませんでした。 国年納付記録がオンライン上とマイクロフィルムが合わないことについては、判明した時点で訂正処理を行っていたことと、件数が非常に少なくレアケースと考えていたため、こちらも特に問題という意識はしておりませんでした。 その他の記録問題については示された対応のとおりです。実際記録照会の回答に携わり、記録があっていない件数の多さやオンラインに反映されていないきろくがあることに驚きました。 今となって考えれば、当時の年金記録に対する意識が低かったと思います。何千万件のうちのひとつであってもすべて正しくなくてはならないという意識が私個人はもとより職場全体で低かったように思います。大切な年金記録を預かっているという意識が欠如していたということが反省点と考えます。
7005	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録判明により期間が追加されると、年金額が増加すると思われていますが、障害年金・遺族年金の短期用件決定者等、いろいろな理由で減額となることもあります。	受給権者にはご理解いただけるよう、親身になって理解いただけるよう説明し、日夜努力しています。	平成19年からだとおもいます。個人の問題ではなく、組織の問題としてとらえています。全員が記録問題解消に向けて、努力しています。	組織の問題としてとらえてはいますが、現在は自分でできることは、積極的に精一杯やっています。少しでも早く、国民の信頼回復にむけ、丁寧、親切な対応に心掛け努力してきました。
7006	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません		平成8年に採用されてしばらくして、管理体制が甘いと感じた。	特に何もできなかった。 年金制度のスリム化が必要。
7007	地方庁	その他(社会保険事務所)	一般の企業につとめているほとんどの人が、厚生年金の保険料がどのように決定されているのか知らないと思います。私自身も長年一般の民間企業に勤めておりましたが、自分の保険料が正しいのか確認したこともなく、会社まかせであるのが実情です。 勤務先の社会保険担当者が制度を理解し、正しく処理がされていれば問題ないですが。必ずしもそうでないと思われます。 算定基礎、月額変更の取り扱いについては一般の人には知られていないと思います。	一般的には前年度の収入により決定するほうが理解されやすいと思われます。	昨年3月に任用職員として採用いただき、記録もれの多くの原因が手帳番号未統合であると知りました。	基礎年金番号導入時より早期に寛点的に統合作業を進められればよかったと思われます。
7008	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	すべての調査がWMの中でできるような体制を作れば効率よく調査を進められるとおもいます。 ・全国の払い出し簿をWMで確認できるようにすること ・全国の事業所台帳をWMで確認できるようにすること など、ができるようになればいいと思います。	年金制度の周知が足りなかったことで、年金をかけていた本人の手帳の管理が甘かったことと、社会保険庁でも一人につきいくつも手番を払いだすことがあったことなど、それぞれに責任があると思います。 なお、コンピューター化する際に、誤入力や氏名が入っていない記録があるなど、窓口で検索しても確認できないことが多々ありました。 今までのそういった積み重ねが招いた結果だと思います。 年金記録問題が存在するのを知ったのは、一連の問題が判明したときです。	特別便の回答を早急に行うことです。 さらに、お客様に対して制度についてわかりやすく説明しています。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7009	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		あってはならない問題だと思いました。 年金裁定時に統合されていると思っていたため、マスコミで騒がれ始めた頃に知りました。	窓口に来所されたお客様や電話で照会されたときなど誠意を持って対応するよう心がけました。 また、今まで以上に記録漏れがないかどうか念入りに確認するようにしました。 基礎番が導入される前に厚生年金を払いだす際、他の年金番号の確認をしないで1人の人に複数の厚生年金番号を発行したことが一番の原因と思われます。 この点については、現在改善されたと思いますが、過去に複数の番号を発行されている人に対して積極的に連絡をせず、年金裁定時に整理しようとしていたことが誤りだと思います。 また、加入中の記録についても加入者本人が確認できなかったため事業主の届出誤りがわからなかったことも原因だと思います。 個人の記録を積極的に提供すべきだったと思います。
7010	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に報道されている問題以外は存じません。		平成19年夏頃にテレビの報道でしりました。大きな問題として認識しました。	少しでも早く整理が終わるよう心がけて対応しました。一人の人複数の番号を付番した事が今回の問題の原因のひとつではないかと思います。
7011	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
7012	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知りません。	人数をかけて1件ずつ解消を図るほかはないのではないか。	H11年に採用されてから基礎年金番号に統合されていない記録があることは認識していた。上司からは、記録の統合は年金裁定時に行うことが基本と聴いており、庁内での認識もそのようなものだったのではないか。	基礎年金番号に登録されていない手帳番号があれば統合したが、H11年から始まった過去記録の整理事業をもうすこし人数と予算を投入しておこなうべきだったのではないか。番号の統合事業自体が当時はマイナーだった感はある。
7013	地方庁	その他(社会保険事務所)		社会保険事務所の現場で働いている職員のやる気を引き起こすよう給与、待遇面を向上させるべき。	何十年もの間で積みあがってきた問題で、年金記録問題の責任を全て社会保険事務所の現場で働いている職員におしつけるのはおかしいと思いました。 マスコミが国民を年金問題を扇動することで、何も問題のない人まで不安に思い、現場の職員に対し、不平不満をぶつけてこられた。年金記録問題はまさに日本の問題であり、日々国民の為に一生懸命に働くまじめな職員が多い社会保険事務所職員が皆悪者扱いにされ、人権を無視したような報道は許されることではないと思います。	日々国民の為、報道でいくら悪者扱いされようが、お客様に誠意をはかれようが、歯を食いしばって年金記録の問題を一刻も早く解決しようと努力しました。 この問題を解決するには世論を変える必要があります。年金問題は、社会保険庁のずさんな管理の一言ですむ問題ではなく、当時年金の窓口であった市町村、ころころ変わる複雑な制度を作った政府、そして社会保険料をきっちり納めてなかった事業所、納付義務をはたさなかった人、何よりも自己責任が大きいと思います。これらのさまざまな問題があることをしっかりとマスコミは伝えていき、社会保険庁に対して一方的な報道をしたとお詫びをし、年金問題を解決していく人の輪をとりもどすことが大切だと思います。そのことで、職員は今まで以上に力を発揮することができ、世論も年金問題につき納得すると思います。
7014	地方庁	その他(社会保険事務所)			すでに、年金を受給されている人、亡くなられた人の記録誤り、記録漏れが多くあり、早く解決しなければならないと思った。また、国民の信頼を損ねる問題だと思った。 マスコミの報道と同時期(平成18年ごろ)に知りました。	国民に安心してもらえるよう、信頼してもらえるよう親切、丁寧な窓口、電話応対に心がけた。ねんきん特別便の回答票、入念、旧台の記録調査を積極的に行った。 ねんきん特別便の回答票の郵送先が本庁になっており、何ヶ月かたってから事務所に回送されたこと。 オンライン化の転記誤り。
7015	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	年金記録に関する部署に、できる限り職員を増員配置して特に紙台帳を鮮明に複写してどこの端末からでも情報が得られるようにしてお客様にお伝えできるようにしたらいいと思います。	被保険者の方々に申し訳ないことをした、早急に解決しないといけない事と認識していた。平成19年4月頃だと思います。	紙台帳からコンピュータ管理に変わるとき、基礎年金番号ができたときに、今ぐらいにメディアを利用して広報をしていればよかったと思います。
7016	地方庁	その他(社会保険事務所)	旧台帳の照合作業を行った際に現物を見たが、かなり古く痛んでいた、また旧字体で記されている為に作業を進めるのに苦労した。この作業が今まで手付かずであってことは問題だと思う。 年金ダイヤルのお客様に対する不親切、無責任(委託業者なので何も解らないと伝え、社会保険事務所に問い合わせするよう案内する等)な対応により、お客様からの苦情に繋がっている。	現在対応中である年金記録問題を解決させるためには、旧台帳記録の完全データ化が必要だと思います。早急な対応は難しいと思いますが、全ての台帳に記載されている内容はデータ化し確認作業の効率化を図るべきだと思います。 また、年金制度についての広報が不十分であるため各メディアに広告出す事や、学校の授業内容に年金制度についての時間を設けてもらうような他の省庁への依頼を積極的に行っていくことも今後必要ではないかと思います。	一刻も早く解決をすべき問題と認識しております。 様々な人からの問合せや質問を受けてきましたが、制度を良く理解している人もいれば方や全く理解していない人もいるので、何らかの形で年代を問わず年金制度を周知した方が良いと以前から思っていました。	お客様からの信頼回復に向け、親切丁寧な対応や、調査確認作業を行ってまいりました。 問題点としては、短期間で問題解決をすると公言した事により準備期間が足りず、特別便の書式が解りづらいものになってしまったこと、また、調査回答をするための土台が不十分のまま始まってしまったこと、年金制度及び特別便についての周知が足りなかったこと等が反省点であると思います。
7017	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じておりません。	ねんきん特別便の申し立てに対する調査やフォローアップをしっかり行うことはもちろんのこと、今後、1人の者が複数の基礎年金番号を持つことを防止するために、国民年金の20歳加入時や社会保険の適用時での疑重複調査を入念に行う必要があると思います。	最終的には、年金請求時に記録は一本化できるという認識が全体的にあったと思います。また、私自身、共通の0900で検索してヒットしなければ、記録が存在しないものと思っていました。しかし、年金記録問題以降、コンピュータ上に氏名がない記録等があることを知り、愕然としました。 年金記録問題が存在することを知ったのは、2年半前の新聞報道です。	最終的には、年金請求時に記録が一本化できるという甘い考えがあったことが反省点として挙げられると思います。 人間の記憶は薄れていくものなので、若い頃から複数の記録を持つことなく、特に社会保険の適用時等は、必ず正しく基礎年金番号を書いてもらうよう徹底することが必要であり、そのように対応しようと思いました。
7018	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	職員全員が問題意識を共有し合い、組織で一回となって現在実行していることを一つずつ進めていかなければならないと考えます。	現場にて対応していくにつれて、非常に根深い問題だったんだなと思いました。 基礎年金番号制度ができた平成9年1月から手番を統合する作業は進められていましたが(もちろんそれ以前からも重複手番の統合作業はありましたが)、その中で統合されていなかった手番のほかにも旧台帳の記録などWM上で見えない記録がたくさんあったことに、恥ずかしいことながら昨今の年金記録問題で知ったこともありました。	窓口にて来統合記録と思われるものがあるとき、お客様に何とか思い出してもらいたいと思って説明を行っていますが、以前は当方から事業所名などの情報を伝えることができなかったことについて非常に歯痒い思いがありました。 反省点としては、行政からのアピール不足や記録整備のずさんさ(オンライン・紙台帳)が主なものと考えます。
7019	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金記録の漏れ・誤り、統合されていない記録が存在する、報酬月額が改ざんされているという問題と認識。 年金記録の漏れ・誤りについてと報酬月額が改ざんされていることは報道等されるようになってから。統合されていない記録の存在については、存在は以前から知っていたが、問題として認識するようになるのは、報道等によってである。	年金問題として報道等されることにより事務所の窓口にお客様が来所されたり、電話等での問い合わせがあり、その際は、お客様のお話を聞き取り、記録と台帳を突合せして確認したり、お名前の読み方を変えて検索する等、記録を見つける、正しい記録に整備する等の対応をしてきた。 反省点としては、年金の裁定請求の際に整備できるという気持ちがあり、その場での対応を怠ってきたことが挙げられる。
7020	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	人数をかけて早急に処理する。年金問題専門の官庁ないし組織を作る。	速やかに解決しなければならない問題。新聞報道にて。	特別便の速やかな確認。ただ日常業務多忙のため思うようには進まず。 問題点は、昔の名簿作成、記入の乱雑さ、機械化後の機械への登録の遅れ。
7021	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	67年間にわたり蓄積された記録を、最後の1件まで正しいものとすること自体不可能であり、方策の議論は、センセーショナルに扱うだけの利害を持った政治やマスコミから切り離して、理によって冷静に検討できる学者等の専門家に、解決への処方箋をお願いするのが最善の道と考える。	平成9年の基礎年金番号導入後、記録統合が進んでいない状況ではあったが、記録の統合は長年にわたり同一制度間では裁定請求時などに行われることが多く、他制度間では統合することな「年金番号を保管、提示すればよかったため、大きな問題との意識はなかった。意識の切り替えができていなかった。	事務処理要領や他の通知等に従い対応するよう努めた。 反省点としては、基礎年金番号導入後4～5年経てから、突然国政選挙前に政治とマスコミが「統合されていない年金」ではなく「消えた年金」とのフレーズを前面に出し国民の不安を煽って問題化し、国民にきちんとした説明ができないまま政治とマスコミにひきずられた形での、泥縄式対応となってしまったこと。 また、導入時に記録統合へのご案内を複数回被保険者へ行ったことで、行政として一定の務めは果たした、との意識があったのではないか。何のための基礎年金番号導入か、との目的実現への努めに欠けていたことである。
7022	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	特にありません	平成9年に基礎年金に統合する際、手帳番号を複数持っている人がいて来統合の方がいることは認識していました。	年金相談室に在籍の時は、複数、手帳番号が、ある方については全て、基礎年金番号に統合して年金請求を受けていました。基礎年金番号化を実施する前に、記録の整備を実施した方が良かったと思います。
7023	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題について存在を知ったのは、一般人の方と同じく平成19年5月、マスコミ報道によってでした。それまではオンラインシステムに登録されていない記録が5000万件もあるとはまったく知りませんでしたし、相談業務において氏名、勤務先から検索して記録が出ててこなかったとしても、オンライン記録にない場合は特殊事情を除いて適用などはなかったと認識、判断していました。 年金記録は相談や年金裁定などの根底にある重要項目であり、その根底がゆらいだ記録問題は日本国の年金事務、年金への信頼を損なう大問題であると考えておりました。	平成19年5月の記録問題発覚、それに伴うねんきん特別便に関する相談コーナーの大混乱においては、一件でも多くのお客様の記録を確認訂正する、訂正の必要はない正しい記録の方については年金への信頼を失わないように説明することを心がけました。お客様が申し出されてオンライン記録では検索できない場合は、旧台帳に記録が埋もれているかもしれないと考え、期間調査依頼を取得し可能な限りの対応を行いました。考えていたのは、信頼の回復でした。 記録問題については、被保険者の方へ年金記録についての広報が足りていなかった、結果的に年金手番記録をその都度渡されても重大な問題になることの認識がなく、行政も本人の請求主義に頼り安易に番号を払い出したことが今回の問題の一つの原因かと考えています。
7024	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		年金問題を知ったのはマスコミ報道によって知りました。 以前は、過去の記録はすべて手番に登録されていると思っていたため、検索すると発見できるものと思ってました。氏名や生年月日が異なり手番が発見されない際には、期間照会を行えば見つかるものとの認識でした。 そのため、この問題が明るみになった際には、今までの方法が根底から覆る大問題との認識を持ちました。	コンピュータ内の記録をすべて鵜呑みにするのではなく、お客様から今まで以上に丁寧に聞き取りを行い、記録の発見に努めました。 問題点としては、一斉に特別便を送付したため、社会保険事務所にお客様が殺到し待ち時間が長時間となり、ご迷惑をお掛けする結果となり、苦情の原因となりました。
7025	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません。	本人記録の可能性が高いものにつきましては、事務所などから積極的に本人に電話や手紙等で働きかけ、誰のものであるかすぐにわからないものについては全被保険者に向けて発送をする年金定期便などで、記録に間違いがないか常に問いかけていくことが必要と考えております。	入所してまもなく、基礎番に統合されていない記録がたくさんあることを知り、放っておけば、年金支給額に影響する大変重要な問題であると思いました。	日々の業務のなかで、お客様から年金手帳が二つあるかもしれない、などという相談をいただいたときは、基礎番に統合されていない記録がないか入念に確認致しました。 反省点は、現在のような意識で、基礎年金番号制度を作ったときから、対応をしていくべきであったと思います。
7026	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	紙データをすべて電子化し、突合する作業は進んでいると聞いているが、該当者に照会する方策として、すべて年金事務所への来所を促してはどうか。対面での記録確認により即日処理も可能なので、長い目で見れば早い時期に解決できるのでは。来所できない方についても、管轄年金事務所への電話照会の方がコールセンターなどより、スピーディに処理ができると考える。	社会保険業務がオンライン化された時点で、紙台帳等の電子化に取り組んでいれば、こんなに大きな問題には、なっていなかったのでは。年金が、老後の一番の支えであるという認識が、職員に希薄であったということも要因では。 問題の存在はマスコミ等の攻撃が開始されたときからです。	記録が漏れている方について、記録の早期発見と再裁定の早期進達に努力しようと考え、開庁日のほとんどについて出勤し、来客の対応を行った。 社会保険庁の管理している厚生年金等の記録のみをとくべつ便として、被保険者等に送付すればよかったのに、関係のない共済組合の記録も併せてとくべつ便として送付したため、関係ない人間(共済加入者)の対応に時間をとられた。それは今でも続いているし、定期便で共済組合の記載がないため、新たなトラブルも発生している。
7027	地方庁	その他(社会保険事務所)	扶養に入っていた奥さんが厚生年金に資格取得したが、時間が短かったなどで取消やすぐに喪失した場合、第3号の記録が喪失したままになっていること。 喪失の場合は夫の会社に届出を再度出してもらう必要があるが、わかりにくくなかなか出してもらえないことが多い。	適用係でも取消喪失をする際は誰かの扶養者であったか、確認すれば早めに対応ができると思います。	手番が複数あるなどの問題は職場へ入ったとき(4年前)から、認識しており最初は違和感があったが、年金を請求する際に探すのが職場の常識あり、普通のことだと思い込んでいました。 報道されるようになってから、自分の記録がばらばらになっているとしたら不安になるのは当たり前だと気がつきました。	お客様の立場に立った親身な対応(記録調査・定期便など説明など)を心がけようと思いました。時間が経つにつれ、お客様の記憶や管理されている記録の正確性はどうしても、低くなるとおもうので、面倒だとは思うが定期便などで定期的にお客様に確認していただくことが大切だと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7028	地方庁	その他(社会保険事務所)	新たなことは特にないが、世間一般が思っているよりずさんな記録管理(社保に入ってわかる度あきれるほど。制度設計時、創設時が特にずさんすぎ。年金もらうのは数十年後なのに、それを見越していない。オンライン切り替え時もひどい) 共済年金は社保庁で管理していないこと オール「0」の記録の場合、2箇所目以降の記録の詳細がわからないケースがあること(記録があっても会社名等判明しない場合があること) 最近でも会社の新規加入の漏りを原則していないため、今後も年金問題がずっと解決しないこと。勤めていた本人が数十年後に加入記録確認した場合、加入以前から勤めていたことを主張することが予見される。	記録管理の経緯をわかりやすくしたマニュアル等を作成すること。過去記録を探すときなど、精通した職員がすくなければ、大量の記録問題もなかなか解決しない。多数の職員が詳細に調べられるよう記録調査のマニュアル(今もありますがもっとわかりやすく精査されたもの)を作成してほしい。業務センターでいろいろなケース把握しており対処方法も精通されていると思うのでぜひフィードバックを 標準報酬のあり方が今の社会になじまないと思う。4.5.6月(通常)のみ3ヶ月で決定するのは無理がある。本人がもっている給料明細とかけ離れるため、何十年か後に本人が確認求めてきた場合、会社も賞金台帳等保管している可能性すくなく話が解決しないのでは。また、他の公祖公課は、清算する(年度更新や年末調整など)事務があるが、社会保険はない。取得時決定であれば予定で提出。算定であれば4.5.6月のみだけで判断、月変はいろいろ制約があるため、1年を通してみると、かけ離れてくる。また、賞与の取り扱いも難しいため、報酬に含めるか賞与としてみるか、報酬、賞与に含めないと判断するかなろ、県、事務所、担当職員によってまちまちの解釈となり本人説明が難しくもなり、一貫性もない。 また、通知も古いのばかりで、時代にそぐわないものも多く、現場では苦慮する。(賞与の大入り袋っていまどき・・・) 踏み込んだ通知を全般的に発出してほしい。	根は何十年も前の記録管理が問題(社会保険職場に入ったときはすでに解決不能なことばかり)であることや、制度が難しく頻繁に変わったことにより完全な解決不可能と認識していた。問題の存在は国民年金担当(勤務年数5年目から、今から12年くらい前)になった時には認識していた。	年金手帳に番号複数記入あるときは、その手帳の確認をもって統合することを徹底すること(職権処理)。いまだに本人あるいは会社より統合申請書を出させないと処理しない職員がいる。 自分も近年まで申請書を記入してもらはないと統合しなかった。こういったことにより、統合処理が遅れてきたのは確かだと思う。 また、年金は数十年後にもらうものであり、申請書の保存期限を全般的に見直し、オンライン以外の証拠書類の整理を全国の事務所できちんと行っていくよう具体的な管理体制を策定し通知発出してほしいと思う。
7029	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。		当方において記録の管理運用上の問題がある。又、被保険者の認識不足も影響があると思っていた。但し被保険者氏名も入っていないような記録があることは全く知らなかった。	年金請求時に可能な限り被保険者の記憶を呼び戻すような対応を行った。
7030	地方庁	その他(社会保険事務所)		紙台帳とオンライン記録の突合を地道に行うこと。本人に過去記録を定期的に知らせること。	将来の年金請求時に統合されるものと、甘い考えをもっていた。 事実を知ったのは、平成18年ごろに国会の審議にて5000万件の記録が宙に浮いていると取り上げられたとき。	地方庁で出来うる、窓口対応及び記録調査を誠心誠意対応している。 年金制度については、これまで未納者に対しての対策はいろいろ行っていたが、優良納付者に対する対応が不親切であったと思う。 定期的な過去記録の周知及び標準報酬の通知がされていれば、このように大きな問題にはならなかったのではないか。
7031	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	一件一件、お客様からの情報を基に調査することは勿論のこと、窓口相談時等において、他に手番をお持ちではないか、必ず氏名索引を行い、未統合記録があった場合にお客様に確認を行なうなど、相談以外のことを行なうことになり時間がかかりますが、信頼回復のために一人ひとり親切丁寧な対応を根気よく続けていくことが必要であると考えます。 また、点検作業については、忙しい中でも慎重に行なうことが必要です。	大変重大な問題と認識しております。 領収書を持っているのに記録に登録されていないということが、国民年金の業務を携わった際(7年程前)にあり、現在でも過去に保険料を納めたはずなのに記録がないと申立てるお客様が少なくない状況です。	お客様は不安になっており、社会保険に対して信用できないということをよく言われます。 時間はかかりますが、親切丁寧な対応で信頼回復に向けてお客様と接しております。 過去の入力処理などの最終的な点検きちんとされていなかったことや、お客様の氏名の読み仮名を確認せず登録しているなど、事務処理速度に拘り、確認作業が疎かになっていたことが反省点ではないかと考えます。
7032	地方庁	社会保険事務所課長級以上		もう少し時間(5年とか、10年)をかけて、1件、1件丁寧に対応(処理)していくしかないと思います。紙の情報をデータベース化したり、カセット情報をすべて開き、対応する職員のスキルをアップさせるため研修等を実施し、平準化して業務に当たれることが必要だと思います。	老後の生活保障となる社会保障制度ですから、行政の根幹に関わる問題と思っております。問題があるのではないかと感じたのは、入庁してから資格照会業務や年金給付業務を担当するようになってからで、特に「基礎年金番号」導入時に強く感じました。	1件、1件、時間がかかってもコツコツと対応していくしか解決の方法はないと思いました。負の遺産といわれていますが、出来るだけ早くデータベース化し、統合・支払いをして問題を解決し、1日でも早く債権を回復したいと思います。
7033	本庁	その他(本庁)				
7034	地方庁	その他(社会保険事務所)				
7035	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録問題の作業を他の業務の片手間で作業するのでなく、専門の職員(非常勤職員以外)を配置して行うべきと考えます。	年金問題は1つの要因からではなく、いくつかの種類に分けられると思います。また、全体の件数が把握できたわけでなく、現在のように多くの人の問題とは思っていなかった。問題を知ったのは、報道されるようになってからである。	相談者の立場に立って対応することに心がけていました。 年金(特に給付関係)について勉知している者が少なく、相談できる上司が少ないです。
7036	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	民間から雇って一から教えるよりも、すでに知識を持っている懲戒処分者等を充てるべきと思います。 民間で雇い実際に使えるようになるまでに相当な時間がかかり、また使えるようになるまでの時間が無駄と考えます。 それよりも懲戒処分者であれば、ベースはできている者もいれば、実際にその業務に携わっていた職員もいるので、一から始めるよりより早く、より正確に作業が進むと考えます。	日本に住んでいるものとして、早急に改善すべき問題と認識していました。 平成19年7月ごろです。	期間調査について、様々な情報を集め色々な照会に対応できるようしました。 反省点としては、各県で当時のやり方の相違や期間調査に詳しい人材がかなり少なく、その人たちだけが苦労しているという偏った人事と考えます。
7037	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	厚生年金については、年金制度についてのお知らせは事業所単位で広報が送付されるために、被保険者全員への広報が行き届かず、制度についての認識が薄かった。 また、統台帳からコンピューターへの切り替えのときも、在職中の場合は事業所にリストを送ってフリガナの確認をしてもらったが、すでに資格喪失していた被保険者についてはフリガナ確認ができないままになっていた。 基礎年金番号導入時も、年金制度加入中の被保険者については事業所を通じて住所を提出してもらい、住所登録をして、ほかに番号を持っている人は届を出してもらうよう広報がされたが、加入していなかった人はそのままになっていた。 システムの不備、自分たちの事務処理や事業所の認識不足、被保険者の認識不足、広報不足が年金問題の要因となっている。 事務をしていていつも問題は認識していました。	資格取得届を受付するときは、ほかに厚生年金番号を持っていないかどうかを確認したり、裁定請求書を受付するときはほかに番号を持っていないか検索したり、算定基礎届のときは賞金台帳を確認して間違った報酬で記載されていないか確認したりしましたが、とにかく事務量が膨大で細部までのチェックはできませんでした。 年金制度が発足したときに現在のような人口構成になるとは予想されなかったことで記録の管理も十分ではなかったのではないでしょうか。 まず学校教育から始めて、社会全体で年金制度について認識を深めていく必要があるのではないでしょうか。
7038	地方庁	その他(社会保険事務局)	ない	記録問題に対応する専門のスタッフを確保し、1つ1つ台帳との照合作業をおこなう	仕事をはじめて1年くらいたったころから問題があることを感じはじめた。被保険者の年金記録を正確に記録し、それをもと年金を支給することが、社会保険庁の主な役割であるので、それが正確に行われていなかったということは、我々の社会的な存在意義が問われてしまう大きな問題だ	窓口に来所された方には、記録を確認するよう対応した。 年金の記録を社会保険庁のなかにとどめ、積極的に記録を本人がわかるように開示していなかったことが問題点であると思う。
7039	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	被保険者本人の雑歴などについての意識の自覚	最終的には老齢年金請求時に加入歴をきちんと申し出ていただき記録確認したうえで裁定する。という方向でやってきた。	いかにして被保険者から雑歴を聞きだすか、また記録の整備が早く完了しないかと思っています。
7040	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	基礎年金番号と戸籍を結び付けるなど、変動しないものと連動するなど、長期の防止が必要と考えます。	19年に認識しました。 以前は、期間調査の範囲で認識していました。	長期の計画が足りなかったのが、反省点と考えます。具体的には(7)の回答と同じです。
7041	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現場の人員で出来る限りのことは現段階でやっていると思われるので、早期解決を図るのであれば人員増強とモチベーションの向上が必要だと思います。これまで、モチベーションの向上に繋がるようなものは何もなかったように思います。何事にも飴と鞭が必要ではないでしょうか？このままであれば、今後も退職者と病人が増えてますます問題解決は遅れるでしょう。	何時頃か憶えてませんが、国会で大きく取り上げられるようになって重大な問題と認識しました。	特別便、定期便をはじめ問題解決に向けた個々の取り組みに対して、自身の業務以上に力を注いできたと思います。
7042	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知らない。	コンプライアンスの徹底を図る。人員の増員、知識があるかたの再雇用、法の整備。	大きく知ったのはこの記録問題が判明したころです。しかし採用時から年金についてのさまざまな問題はあったような気がします。 各個人の今までの記録であり、財産でありますので重要な問題であると認識しています。	やはりお客様は老後の生活のために年金制度に加入し納めてきたわけですし人生設計の一部になりますので、自分自身お客様の立場になり、最後の砦という認識で問題に望んでいます。 反省点しては、複雑すぎる年金制度があり、そのわかりづらさからお客様の年金への関心がなくなりその結果今の事態が起きたかと思われます。私たち職員も法改正の多さに戸惑うのですから一般の方は理解しがたい制度になっています。きちんと先を見通す改正を望みます。
7043	地方庁	その他(社会保険事務所)	ねんきん特別便の対応のなかで、市町から死亡者等で手帳番号(厚生年金、国民年金)を2つ以上持っていることが判明したと相談があったが、基礎年金番号が付番されていないため、何も処理できなかった。	未統合の手帳番号に判明経過等を登録するなりして、未統合件数から除く必要があると思います。	WM導入後だったので、年金記録問題は特に意識していなかった。ただ、国民年金の還付処理又は補正処理をする際に、マイクロ等で切り替え誤り等があることは認識していた。	マイクロ等とWMの記録とが相違していた場合は、マイクロに基づき訂正を行っていました。 切り替え作業の際の処理結果のチェックがきちんと行われていなかったため、現在のような問題が起こってると思われるので、入力結果のチェックが重要だと考えます。ただ、WMが導入されるまでは、台帳記入等を手管理で行っていたため 漏れ等もあったと考えられるが、現時点では入力漏れがない限りこのような問題は起こらないと思われる。
7044	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	お客様窓口体制の充実が必要と思います。	私は、昭和62年頃業務課に在籍していましたが、資格取得時に他の年金番号を確認するという意識がありませんでした。平成10年に年金給付課へ異動になり、年金裁定業務に携わってわかりました。	事務処理の段階で、個々に連絡をとったりし、本人の確認を行っていました。 この問題の反省点は、職員一人一人に処理の段階での個々の記録の確認を怠ったこと。最終的には年金受給湯時に確認ができると安易に考えていたことだと思います。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7045	地方庁	その他（社会保険事務所）	世間一般がどのレベルをさしているのかわかりませんが、新聞、雑誌や報道等で掲載されているもの以外には、特に具体的事例は思いあたりません。	もう、社会保険庁だけでの内部努力ではでききれないところまできていると思います。 この問題は、 ・その時代背景や年金制度の熟成度、 ・もともと国民年金・厚生年金は別々の制度であり、厚生年金については事業所単位での管理であり、ひとつの番号を使い続けるという前提になりたっていた ・オンライン化する前までは、ご本人が申し出た内容しか調査する手段がなかったこと（ご本人が複数の手番をもっていても手管理ではそれをチェックする機能がなかった）、 ・年金制度の手続きはすべて届出、請求行為であった など、長年にわたるあらゆる要因からなっている考えます。 社会保険の不祥事等は真摯に受け止め改めるのは当然のことながら、年金記録問題はそれとは別の問題としてとらえ、上記のようにいくつもの要因があることを国民の皆様にご理解いただき、この問題は国民の皆様の協力がないと解決しない、ぜひとも協力していただきたい旨をしっかりと伝えるべきだと考えます。 まだまだ世間は、年金問題も社会保険庁内の一連の不祥事としてとらえられていると感じるから	未統合の手番があることは認識していましたが、その数は全く未知数であり、 本人確認が必要なためご本人の申し出がないと手がつけられないという認識でした。 最終的に年金手続きの際、氏名索引によりご本人と最終確認をし、もれがあれば資格照会していたので（特別便とほぼ同じ作業）年金受給時には記録は整備されると思っていました。	窓口対応では以前より、特別便とほぼ同じ作業をしていました。 現時点でみた場合、以前は年金手続きの際でしかこの作業ができきれなかったので、特別便、定期便のように現役世代から確認できるシステムであれば ここまで混乱せずに済んだのではないかと思われます。 また、被保険者に対しても、もっと頻繁に広報等するなど年金に対する意識を高める必要があったと考えます。
7046	地方庁	その他（社会保険事務所）	特になし	特になし	非常に深刻な問題と認識しております。なお認識しだしたのは、平成19年の 夏ごろと記憶しています。	お客様にたいする丁寧な説明と慎重な処理をこころがけました。 調査方法が、マスコミの報道の度に、ブレが生じ、かえってお客様を混乱させて しまったことが悔やまれます。
7047	地方庁	その他（社会保険事務所）	なし	なし	複数の手番を所持することがあり、年金記録は100%完全ではないと思っていたが、5000万件の問題が出て初めて数を認識した。	機械化切り替え時に対応をとるべきであった。
7048	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特にありません。	旧台帳の記録などは、対象者が高齢なこともあり窓口への来所待ちは言うにおよばず、電話・文書での勧奨にも限界があるため、訪問しかないと考える。	基礎年金番号に未統合の手番がある。 紙台帳とオンライン上のデーターが相違している場合がある。 マスコミ等で報道されはじめた平成19年初め頃。	お客様が申し出られた期間については、有るという前提で対応している。 年金記録は年金の請求時に整備されればよいという紙繊的な風潮。
7049	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	機械化されていない過去の記録等に対し、地道にひとつひとつ記録を確認し、お客様に速やかにお伝えすること。	将来の生活設計の重要な柱となる年金の加入記録について、適正な管理が重要であると考えていた。 平成19年頃であると認識しています。	窓口にこられるお客様に対し、誠意を持って対応した。
7050	地方庁	その他（社会保険事務局）			入庁し、国民年金の業務についてから	問い合わせのあったお客様の記録で氏名検索を詳細に行い、端末で見つけられないかを試みた。それでもだめなら年金相談を受け、紙台帳分も見つけるようにと年金相談員の方に引き継ぐなど、できることをした。
7051	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	まず、一つ一つ時間をかけて問題の解決に取り組むべきと考えます。短期間での処理は困難であると認識しています。処理件数にこだわってしまうとかえって正確な処理ができなくなります。	記録管理をきちんと行うことができていなかったことによる問題と認識しています。問題の存在を知ったのは平成19年の初め頃だと思います。	本庁からの対応方針に基づき対応しようと思いました。反省点としては、記録問題は長年の複合要因が原因であると思いますが、記録管理の部分については、重要性について職員の認識もそんなに高くなかったのではと思います。職員採用当初から法令遵守、仕事に対する責任感等の職員教育も足りなかったのでは。また、オンラインシステム化が遅かったこともあると思います。 それから被保険者・事業所に対しての年金関係の情報提供及び指導が不足していたことにより、年金の知識・関心を持っていただけなかったこともあると思われます。
7052	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	・名簿、原票の記録とオンライン記録の突合せ	・平成9年1月に基礎年金番号付番した時に、基礎年金番号以外の番号をお持ちのお客様からの「回答はがき」を未提出方多くお見えになったので、 問題意識はありましたが、年金請求時に確認すればよいと思っていました。長妻大臣が取り上げられたご頃	・社会保険調査官として、事業所調査時における指導 ・基礎年金番号付番時の「回答はがき」未送付への督促 ・資格取得届処理時の前歴確認の不徹底
7053	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません。	記録問題の解決に向けての突合作業などを迅速に作業するのではなく正確・確実に行なえる体制の中で行なうことが必要と思う。	大変な状態と認識しました。 平成19年ごろ新聞テレビ等で明らかになったことで知りました。	一件ずつ丁寧に対応し、信頼回復に努めました。 たな卸し的な作業が定期的に必要だったと思います。
7054	地方庁	その他（社会保険事務所）		人員を増やし、まずはねんきん特別便の早期回答。	本人と思われる記録が結構あるが、本人確認をする基準が厳しいのではないかと認識していた。平成10年頃。	基礎年金番号導入時に回答はがきを得られなかった人について再度はがきを提出するよう催促をするなどの措置をとれば被保険者の意識も変わっていたのではないかと思う。
7055	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
7056	地方庁	その他（社会保険事務所）	特に存じません。	特にありません	厚生年金、国民年金記録の統合もれおよび記録の不整備のため統合されずにいた記録、いわゆる宙に浮いた記録。このことを意識したのは記録問題が起こってからです。年金受給の手続きの際記録はきちんと整備され正しく直っているものと思っていた。受給者に不利にならないよう早期に記録を整備し年金額に反映させることが重要である。	相談室にてお客様の相談に当たっているが記録の調査においてお客様の記憶に耳を傾け話をよく聞き対応している。紙台帳、マイクロ、払い出し記録等をていねいに調べ記録を統合している。 反省点としては年金受給時の段階で記録は統合すればよいという考えが当時あった。また紙台帳の時に記帳や入力ミスおよびチェックもれがあったことが原因していると思われる。年金制度の理解や広報が浸透していないなど周知していなかった。
7057	地方庁	その他（社会保険事務所）	特に知りません。	1件でも多く、未統合の記録が判明するよう、地道に確認調査していかなければいけない。また今後も広報活動を通じて、調査確認に協力してもらう。	期間照会事務を担当しているときに、一人のお客様が複数の年金番号を持たれていて、1つの年金番号に統合されていない人や、記録が入っていないと言われる人が、非常に多いと思った。	お客様からの申出に基づいて、できるだけ多くの情報を聞き取り、記録が判明するように調査に努めた。 今後は、国民年金から厚生年金というように制度が変わる場合などでも、同じ基礎年金番号に記録が入っていく事などを、多くの人に広報していかなければならないと思う。
7058	地方庁	その他（社会保険事務所）	既知のことかもしれませんが、厚生年金基金加入員であるにもかかわらず、社会保険庁の記録上は加入員ではなかったり、別人の年金記録で年金受給されている方がいる。	通り一遍のことを申し上げれば、人・物・金を投やして復元可能な紙の記録を機械記録の反映させることなのでしょうが、これだけでは消失した記録には手の出しようがありません。「ある」ことの証明はその記録を探し出せばいいのですが、「ない」ことは「見つからない」こととは別でその証明は現実問題不可能です。 現在、「あった」ことの証拠固めとして、第三者委員会等で「本人申出」「雇用保険記録」「事業所よりの雇用事実の証拠の提示以来」「当時の同僚の証言」等さまざまな角度から確認を行っているところですが、その結論は「0」か「1」かにしかなりません。収集した証拠にポイントを付与し「0.1」なり「0.5」なり給付に反映させるのも一案かなとは思います。 また、すでにあるように比較的軽微な記録の欠落に関しては、本人申し立てにより証拠の提示を不要とすること。ただこれは、正直「言ったもの勝ち」で「正直者が馬鹿を見る」可能性を否定できず、引っ掛かりを覚えます。記録問題は社会保険庁の記録管理の杜撰さに因るところが99%を占めるとしても、「受給手続きの段階で申し出なかった」「自身の年金手帳の管理が甘かった」等本人の過失が全くなかったとはいえないケースもあり、そういった方の場合は、記録が認められた際の受給額を100としたら、90とか60とかの減額も視野に入れてみてはどうでしょうか。	①管理期間が国民1人1人の生涯であり、絶対に間違うことのできない、紛失することのできない記録であるという認識の希薄さというか責任感のなさといったものの表れかとは感じました。わたしは平成10年4月よりの在籍ですが、オンライン上の記録の不備が多く（国民年金の住所記録が台帳確認しないとわからない、氏名の漢字がわからない等）そういったものを補正しながら日常業務を行っていた気がします。乱暴な言い方かもしれませんが、補正を要するということはもともとが間違っているということであり、それが日常的ということに違和感がありました。 ②また、厚生年金の台帳にしても（法的には十分であったにしても）本人住所がなく、また氏名も達筆すぎて漢字がわからない等々いざ本人が年金手帳をなくしたときどうやって本人の記録を確認するべきか途方にくれそうだなぁと感じたことを思い出します。管理期間が長く、異動が多く、届出の内容も多いため、精度を求めるためには異動のたびに事業所より添付書類をもとめることが必要でしょうが、これをすることは非常にわずらわしくなり、また、受付・審査も煩雑で誤りが混入する危険がたかくなります。正直なところ1つの誤りもなく完璧な記録管理ができるというのは現実的には非常な困難を伴うのではないかというのも実感です。 ③さらに、すでに問題視されていることですが、上部組織と下部の現場との意識のずれもあったのかと思います。 先に触れたように、オンライン上の記録は十全に信頼できるものではなく、裁定時、社会保険保有の台帳だけではわからないとか間違っているとかのために市町村保有の台帳を頼るということはよくあることでした。業務センターからも市町村に確認してくれとFAX送られていたように記憶しています。そんななか、平成12年市町村で台帳廃棄してもよいとの話がでました。当時庁より地方にこられていた方が、意見交換の場持ちたいとのことで、「こういった現状のなか台帳廃棄は危険で、せめて市町村より引き取ることを考えるべきだ」と意見をだしてみたところ一蹴されました。結局、格好をつけて先のような場を設けるところまではしても、その中での意見を取り上げたり検討したりするつもりのないことが察せられひどく落胆したものでした。	(2)については社保の保有する年金記録が加入者本人にすら容易に確認できる環境になく、その間違いを指摘してもらえる環境がなかったことが原因のひとつでしょうから、その解決として年金特別・定期便は有効なものと思います（選すぎたというのは間違いないですが）。また、①については1つ1つ丁寧にオンライン上の記録と現存資料の齟齬をなくすことが大切と思いました。 そのため、本人様より提出のあった記録確認の申し出をつぶさに調査することで問題の解決の一助になると考えそういった対応をしました。 反省点・・・(8)の中で触れてしまっているように行政側だけで完璧に管理しようとすることは現実的には不可能なのではないでしょうか。登録されている年金記録を、事業所や被保険者の方々にも気軽に確認できるようにすることが、もっと早くに実現していればとおもいます。
7059	地方庁	その他（社会保険事務所）	存じません。	旧台帳や被保険者名簿とコンピューターのデータとの突合せが第一と考えます。記録の不備にはいろいろなパターンがあり一部の不備でも確認できません。氏名、性別、生年月日等の基本情報は勿論のこと事業所名称・所在地も含めデータを整備を早急に行うことです。	平成3年4月厚生年金の資格照会の担当となり約1年半記録の調査をしました。その際厚生年金記号番号を複数所持している被保険者が少なからずいらしゃることが分かりました。また被保険者名簿に記載されている記号番号に誤りがあるためにもれとなっていることもありました。被保険者の年齢に関係ないつでも資格照会の受付はしておりましたが、最終的には全ての方が年金裁定請求書の提出時に職歴を確認いただくことにより、記録もれを調査し整備した後年金決定をすべきものと考えておりました。	相談される方のお話を詳しく伺うように努めております。事業所名検索方法を工夫したり本社の所在地をお尋ねし検索範囲を拡げます。旧姓はなかったか、通称名を使用していなかったか、生年月日も範囲を広くし調査しています。また、名寄せの機能を活用し本人の可能性が高い記録は年代や所在地、業種等をお伝えし思い出していただきます。記録が判明した時は速やかにに統合処理をしています。年金請求時までに記録確認をいただければ良いとしていたことを反省すべきと思います。
7060	地方庁	その他（社会保険事務所）	特にありません。	他の官公庁との情報の共有を促進すること。	制度の根幹を揺るがす重大な問題だと認識してる。 この問題について知ったのは、マスコミ報道されだした時期です。	平成17年4月から平成21年8月まで総務会計係にいたため直接関わる課にはいませんでしたが、休日及び平日期間照会の支援に行くなど、自分にできることをしました。 反省点としては、他官公庁との情報の共有が図れてないことだと考える。
7061	地方庁	その他（社会保険事務所）	記録が新たに判明しても、再裁定後の額が不利になることから本人が記録統合を承諾せず、記録が宙に浮いたまま放置されることになり、五千万件の問題は解消が難しいと感じています。	五千万件の問題を完全に解消することは不可能だと思います。早くそのことについて国民に公表してほしいです。理解してもらえるかどうかはわかりませんが、説明をすべきだとおもいます。	加入記録については漏れや誤りがたびたびあり、お客様に非常にご迷惑をおかけしている、ということをこの仕事を始めた平成15年ごろから、感じていました。また、記録の確認作業に時間がかかり、窓口で対応する中で回答してあげたくても思うように仕事が進まず、とてももどかしく思っていました。	ご迷惑をおかけしていることについては丁寧に謝罪し、説明をして、納得してもらうよう努力しました。また、記録の訂正については、できる範囲で迅速に対応しました。 記録の確認については徐々に調査のための環境が整ってきたので、その調査ツールを使いこなせるように努力しました。その結果、以前のようなもどかしさはあまり感じなくなりました。 記録のコンピュータへ入力については、正確に行ってほしかったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7062	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	現場でお客様とお話するなかで感じることは、すでに亡くなっているかたなどが多数いるなかで、すべての記録について本人の特定を行うことは事実上不可能であると思われます。そういう意味では残念ながら記録問題は永遠に解決しないと思います。 そのなかでの対処としては、本人の特定に全力を挙げるのは当然ですが、国民の皆様がある程度ご納得いただける対処をするしかないのではないかと考えます。現在も検討されている一定の基準を設けてその基準のなかの方は証拠がなくてもすべて救済する方法がありますが、100%社会保険庁にその責任があること、本人にも一部責任があると思われることなどがあり、その基準は政治判断で必要だと思われ、具体的にはいまの自分には判断がつきません。 ただし、いままでの年金だけでなく行政一般の歴史として、国民の皆様が行政に協力をするということがほとんどみられなかったということが一因としてあり、国民の皆様のご協力をうながす努力は今後も必要だと思います。(皆の厚生年金被保険者証にも転職した場合は転職先に被保険者証を提出していただく旨の文章がありますし、現在でも届出の勧奨をしても提出いただけないことが多々あります。)国民の皆様の協力なくして記録問題は解決しないし、今後も問題が起きると思います。 なお、解決への方策ではないですが、年金の支払遡延の割り増し支払については、単なる手帳番号の統合もれでは、きちんとひとつの被保険者証・年金手帳で手続きされてきた方々には普通に支払いをし、手続きを怠った方々に逆に割り増しでお支払するというのは、きちんとされた方からすると筋の通らない話だと思います。もし私がきちんとしてきた側の人だったら、自分はきちんとしてきたんだから、自分のほうに割り増しして払ってほしいと考えると思います。	自分が在籍していた係でそれぞれいまのような記録問題に発展すると思われることはあったと思います。社会保険事務所の健保・厚年の適用部門では、年金手帳を添付してこない事業所も多数ありました。年金給付部門では、年金手帳を複数持っている方、年金手帳をまったく持っていない方などはよくありました。 しかし、実際に再裁定の件数は昔はそれほど多かったという感覚はなく、記録問題が表面化し、業務センターにおける名寄せなどで判明した件数を聞いて、これは大きな問題になると認識しました。	個人ではその時々の仕事のなかで適切な対応をしたと考えます。健保・厚年の適用部門にいたときには、手帳がない方はつねに職歴を確認したり、年金給付部門では、詳細に聞き取りを行いできる限りの調査をしたつもりです。 また、反省点をあげるにも昔はそれぞれの時代背景があり軽々には申し上げられませんが、組織としての大きな反省点としては、 ①年金制度はその方の20歳前後から亡くなるまでの長期にわたる個人情報の管理だという認識が足りなかったこと。 ②行政として、国民の皆様と双方向で運営するという視点が足りなかったこと。 があげられると思います。
7063	地方庁	その他(社会保険事務所)	第三者委員会のあっせん事例の中には法律上ありえない内容まであっせんされていることがあると聞く。 例えば国年の納付が払い出し日から考えても納付することが不可能でも第三者委員会では認められた事例があるなど。 年金記録の解決のために職員を資格照会に集中しているため、保険料徴収が疎かになっている。	資格照会の回答については専門の職員はもちろん、時間も必要となる。 事務所では退職者も多く対応できる職員が少なくなっている。本庁の職員にも対応できることはないか。 特別便の回答の際に業務センターからの回答を早めるためにも本庁の職員にも対応できることがないか。	年金番号を複数持っていても、将来的に年金請求時に一本化すれば特に問題はないと考えていた。 また、年金給付課に配属された時にはじめて複数の年金番号が存在することが分かったが請求時に一本化して処理を行っていたので普通のことだと思っていた。	資格照会の部署に配属されたことがないため特別な対応は考えなかった。 ここまで、大きな問題になるのであれば社会保険事務所だけの問題でなく社会保険庁・厚生省でも対応をとるべきだったと思う。
7064	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金の期間調査を申し出でる人の回答に、詳細に調べて回答をし、回答にもできるだけ詳しく調査結果をお知らせすることが大切だと思います。	本人が国民年金をかけていたと思っていたが、実際は未納になっていたという問題として認識していました。 平成18年に問題が存在することを知りました。	来客や電話応対では丁寧に説明するように心がけました。事務処理についても事務処理誤りをおこさないよう慎重に行い、二重チェックを常に行うようにしました。 現時点で見た場合、詳しくはわかりませんが、事務処理誤りをおこさないという意識がやチェック体制が反省点としてあげられるのではないかと思います。
7065	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	名簿の記録を正しくオンライン上に入力していく作業は、難しい問題が多々あると思いますので、知識があり経験を積んだ人材を配置する必要があります。 すべての記録をオンライン上で管理したうえで、住民基本台帳を活用するなど、いろいろな方策で、未統合の記録を減らしていくと良いと考えます。	そのような問題が存在することは、認識していませんでした。 職員に方針を示したり指示を出す、責任の所在が明確でなく、今迄、誰もが解決しようとしなかった問題と認識しています。	お客様の申出や申請に基づいて仕事を進めて行く体制になっていると、知らない為に不利益を蒙る事が起こります。年金制度は、国が責任を持って運営しており、お客様にとっては一生に一度の事です。保険料を受け取った以上は、責任をもって給付できるように、システムを改善し、情報を伝えて、知らないために不利益を蒙るようなことがないようにしていかなければならないと思います。
7066	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題は表面化するまで知らなかった。 (受給者が後で記録が判明すると再裁定をするという程度の認識)	申請主義(被保険者本人が年金手帳等をきちんと管理できる)を前提にした制度・システムに問題があったと思う。
7067	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	やはり、引き続きねんきん特別便や定期便で照会を出された方への回答を集中して行うことが大切だと思います。時間や人手をかけてしっかりと行い、それを国民の皆様に理解してもらえるような回答の仕方をしなければいけないと思います。	年金記録問題については、以下のような問題と認識しています。 ・年金請求時に年金記録の確認が十分にでききれず、現在受給中の方の未統合の記録が多数でてきている。 ・厚生年金の適用の際、事業所の届出に関し十分な指導をしなかったため、取得日や喪失日、報酬月額などが被保険者本人の記憶と合致しない。保険料を滞納している事業所への指導も同様である。 ・オンライン化の際、入力チェックが足りず、被保険者記録の入力間違いにより記録が出てこない。 年金記録については、最後は年金請求時の相談と審査で確認するのでもれはないと考えていましたので、「5000万件」の報道の時に知りました。	年金審査の際、請求者が記入している履歴と氏名検索の結果をしっかり見るようにしました。 反省点は、適用の届出を正しく受付できなかったこと、年金相談の際に十分な聞き取りをしなかったこと、審査や入力チェックが完璧にできなかったこと、などが挙げられると思います。
7068	地方庁	その他(社会保険事務所)	・特になし	・記録判明した分についてはなるべく早く支給するよう努める。	・早急に解決しなければならない問題。 ・年金記録問題として世間で騒がれ始めたころ。	・窓口、電話等でお客さまより疑問点を聞きそれにつて確認し丁寧に説明しました。 ・事務所体制で問題解決に取り組みました。
7069	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	報酬のお知らせ等、紹介件数はますます増えると思われます。 政治的決断で統一的な処理方法を考えて欲しいと思います。 ケースバイケースで事務方にまかされても混乱が生じるし、処理方法が違ってはさらに問題が増えるとおもわれます。統一的なマニュアルを作っていただきたいと思います。	新聞報道で知りました。	被保険者の老後の大切な生活の支えとなっている年金ですから、被保険者の立場に立って考えることが大切だと思います。 反省点としては、記録の点検を長年してこなかったことだと思います。
7070	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在は名寄便を送り終えており、黄色便を送っているところだが、山は越えたと思われる。今後も地道にやっていくしかないと思います。また今後、再裁定事務を早急に処理する方法を考え、一日でも早く支給できるように努めるべきであると考えます。	年金を請求する際に、氏名索引を行い、勤務していた会社名を教えるといったことをきちんとしていれば、ここまで浮いた手番が出ることはなかったと思う。国民は保険料を払っているので、払った保険料が年金額に反映されていないということは、行政としてかなり問題があると思う。 問題を知ったのは、マスコミが取り上げてからです。	現在、年金記録の仕事をしており、一日でも早く解決するために、全力で対応しているところです。 反省点とすれば、国民への年金制度の周知ができていなかったこと。紙台帳からパソコンへ記録を移すときに不十分だったことがあると思います。
7071	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし		制度そのものとその運用に大きな問題があったのだと思っております。併せて、年金記録をオンライン記録に切り替える作業の管理が不十分であったこと、職員がそのことを認識しないまま年金請求を受け付けし、決定していたこと、そのために、あまりにも多くの皆様方に不利益を与えてしまう結果になったものと認識しています。 実際に年金給付課の担当者になってから、誤りのあるオンライン記録が数多くあることを知りましたが、オンライン記録にまったく反映されていない記録が数多くあることを知ったのは、年金記録問題の解決に向けた取組みが始まってからです。	年金請求を受け付ける際に、請求者に年金加入歴の確認を行うことを怠らず行っていました。 基礎年金番号導入前は(導入後も変わらぬ状況がありましたが)、転職が多い方に、ひとつの年金手帳を持ち続けてくださいということに無理があったのだと思います。また、業務処理を担当する職員も、かなり以前は加入期間の確認をするために、該当事務所に照会をかけたり、統台帳を確認したりという作業をしていたものですが、いつの頃からか多くの職員がオンライン記録のみで確認を完結させるようになってしまいました。現場の職員として、オンライン記録を過信せず、記録の確認作業を行っていれば…と思っています。
7072	地方庁	その他(社会保険事務所)	古い厚生年金の記録について、台帳保管されコンピューターに登録されていない記録がある。これをマンパワーを使って早急に登録していく必要があると思う。 かなり古い記録もあり判読が困難なものもあるとは思いますが、人の力を使って進めていくほかないと思います。ただ内容によっては、重複取消等ですでに他の番号で資格記録のみ登録されているものもあり、注意が必要です。	内部処理専用の人員を別途確保することが必要だと思います。 当面、宙に浮いている記録について改めて台帳との突合が必須。そして最後には、お客様からの協力が必要不可欠です。 ある程度の件数で、面一的行うのではなく、対象者を絞って進めていくしかないと考えます	早急に対応しなければいけない問題と認識はしていたが、お客様の問い合わせ先となる社会保険事務所が人員の関係でお客様に十分な対応ができるか不安に感じていた。 時期的には基礎年金番号が導入された後となりますが、具体的にいつ頃かというのは覚えていません。	社会保険事務所閉庁時間は、お客様からの問い合わせの対応、事務処理はその後に行うと考えたが、思い通りにはいかなかった。 一時的とはいえ人員を増やすべきだったのではないかと考えます。また業務経験をしていない内容の場合、担当に聞きながらの対応となるため時間がかかってしまった。
7073	地方庁	その他(社会保険事務局)	公表されたものしか把握していない。	管理番号を付して、年金も含めて一元管理。 公的に個人情報を細かく審査できるシステムの構築。	一人が複数の番号を保有する異常性は、業務を開始してすぐ認識した。	業務の中で事業所・個人に対してその都度確認を求めて記録整理に努めたが、年金請求者を除けば反応は芳しく無かった。拒絶も珍しくなかった。 全てにおいて簡略・省略化が進められてきたが、この流れは年金問題悪化に拍車をかけたように感じている。 事業所・個人共に正確さに欠けることは明らかなのだから、むしろ添付書類を充実させることで事業所・個人に事前に個人情報を確認させる流れ、つまり個人個人の年金記録に関する関心を上げる流れを作るべきであった。 偽名で登録できる年金制度は、制度として破綻していると思慮する。
7074	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	職員をふやして、資格記録の照合をできるだけ早くおわらせ、年金の再裁定を速やかに終わらせる	ひとりの人が、制度ごとに、手帳を持っていたが、年金請求時に統合すれば、 大丈夫と思っていた また、基礎年金制度ができた時は、きちんと統合されていくのか疑問はあった。	現在行っている照合作業を、速やかに終わらせるよう努力したい。 制度発足時に、きちんとシステムをととのえるべきだったと思う。
7075	地方庁	地方社会保険事務局長	ありません。	体制を強化し、迅速に実施することだと考えます。	紙管理からシステムによる記録管理への移行において、統合処理ができない調査不能の記録があった。過去からの膨大な手作業の紙管理の処理ミスが積もり積もって、5000万件になったものと思う。 昭和54年頃の当時は、統合処理完了後、調査すると聞いていた。その後、基礎年金番号も導	当時は、業務センターの記録統合の事故リストの補正を担当していたが、事故リストを社会保険事務所へ照会し、何故、調査不能となるケースがでるのか理解できなかった。 システムが普及している現在と、社会保険庁が設立された当時とでは環境が大きく異なるので、紙管理の人的ミスが発生しないよう法律等でカバーできていればよかったと思う。
7076	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	各ブロック単位等で集約し、記録整備を進める。	新聞・ニュース等で知って、国民の多くの皆様にご迷惑をかけて申し訳なく思ったのと同時に、その件数の多さに愕然としました。	年金制度ができた当時に、現在の基礎年金番号のように生涯にわたり一つの番号を使用するようにすべきであったと思います。
7077	地方庁	その他(社会保険事務所)	・今だに手番記録に記録が入力されてないものが何人もいる。	・手番のカセット解除を至急お願いしたい。	・年金記録問題は、あってはならない問題だと認識していました。 ・平成13年度に年金給付課へ配属された時に、このような問題を知りました。	・問題が発生した平成19年度の時、徴収課に在籍していたが、第一優先を年金記録問題にしていたため、徴収本来の仕事がまったくできなかった事を覚えています。お客様に対する解りやすい説明や、記録を判明させようと調査をして対応しました。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7078	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		年金は老後の生活を支える大切なものなので、ひとりひとりの記録を正しく確実に管理していかなければならない問題と認識していました。いわゆる「消えた年金」などと国会で問題となり、報道されたころに知りました。	「ねんきん特別便」が送付されて、年金記録について照会があったときには、所内の全職員と同様、お客さまの記録についていろいろな検索を行い、真剣に対応しました。 反省点というより問題点は、受給者の記録が判明した後の再裁定処理が遅れてしまうので、そのことについての苦情が多くなっています。
7079	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	定期便を送付していくことがいい方策だと思います。	平成13年10月1日以降年金給付課に異動になり、窓口でお客様の記録を確認していたときに記録漏れがあったり、事業所記号が誤入力されていたことが判明した時に年金記録は大丈夫かと不安はありました。	国民年金手帳番号と厚生年金手帳番号が別々に払出され、平成9年1月1日に基礎年金番号が導入された時から登録処理を行うことになり、そのことを国民全員に知らせていくのは大変だったと思いますので、お客様から問い合わせ等があった時に聞き取りを確実にしていくしかないと思っていました。手作業から機械化に切り替えていくことが確実にわかっていれば、当初から届書類にふり仮名を記入してもらえば少しでも年金問題は減らせたのではないかと思います。国民年金の手帳払出簿についても番号払出簿と氏名払出簿の2種類があればより確実に記録が確
7080	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	定期便等で、加入記録についてお知らせすること、コンピューターの加入記録と紙台帳、マイクロフィルム、原票との突合をすすめる。	資格取得届を審査するときには、氏名索引を行い、同姓同名の記録があれば、事業所に照会し、確認をしていた。ひとりの方が、いくつもの年金番号をもっているのではないか。基礎年金番号が導入され、年金番号の統合がすすんだ。基礎年金番号に住所が登録され、他制度の記録、配偶者情報等適正な記録管理ができるようになっていった。	年金相談を受けるときには、別の年金番号がないかどうかお客様から旧姓、職歴等を聞き取り、紙台帳、マイクロフィルム、を確認し、記録の統合に努めた。厚生年金の記録は、氏名、生年月日、事業所名称、期間、報酬のため、誰の記録か特定することが、難しい。記録管理の方法が、変わったときの移行事務。記録問題として加入者に不安感、不信感を与えてしまったこと、こうならない前に年金記録管理に携わる者としてもう少し何かできなかったのだろうか。
7081	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	特効薬はなし。地道に続けるしかない。	未統合の記録(複数の厚年手番があることについて) 事業所を変えるたびに厚年手番を払い出しているのは被保険者や事業所の問題(入社するために年齢を偽る、職歴を知られたくないためわざと新規で届け出る、手帳を持っているにも拘わらず提出しなかった、事業所が厚年取得を本人に伝えないまま取得届を提出等) WMに収録されていない記録 40年間という長いスパンの事業をコンピュータのない紙管理の時代から行っているための問題。読めない字などはどうしようもない。 記録の入力誤り 論外。チェック体制のミス。 その他の問題は、ニュース報道時に知った。	未統合の記録(複数の厚年手番があることについて) 可能な限りの情報提供により本人に職歴を思い出してもらう。 WMに収録されていない記録 読めない字等をWMに入力できないのは仕方がないが、検索システム化による機械化等の対応をしなかった保険者側にも問題がある。
7082	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	専門部署を作り、年金記録問題の解決のみに専念できる職員によって、集中的にやっていくのが一番良いと思います。現在の本来業務をしながらでは、限界があるので、結果的に解決に時間がかかることになると思います。	年金記録問題の存在を認識したのは、平成19年の春以降です。それまでは直接の業務に携わってないこともあり、考えもしていなかったことです。	とにかく社会保険庁の信頼回復に向けて、自分だけではなく、周りの誰しもが必死に対応してきたと思っています。また、社会保険事務所は直接お客様に接する職場であるので、お客様の視点に立って親切丁寧な応対をし、また事務処理を行ってきたと思います。 反省点としては、今までの長い歴史の中で起こってしまったことであり、様々な要因が考えられるので、簡単には語りつくせないと思いますが、世間一般から見て、今までに批判を浴びたことが全てであると思います。
7083	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	職員間で情報を共有し、早期解決に向け地道に取り組んでいくしかないと考える。	恥ずかしながらこのような問題があることは新聞・マスコミ等の報道がされるようになってから知った。それ以降については国民の皆様方からの信頼を地に落とすような問題であり、全庁を挙げて取り組むべき課題と認識した。	国民の皆様にご納得いただけるよう、より一際懇切丁寧な説明・回答を心がけた。反省点としては、国民の皆様方に対して受身の姿勢を取っていた事と本庁と地方庁の情報の共有不足があったと考える。
7084	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録の職員による改ざんについては、報道がされるまで知りませんでした。	事業主にしてみれば、資金繰りの面で保険料負担を軽減したいと思うでしょうし、担当職員は収納率を上げるべく、してはならない改ざんをしたのだと思います。被保険者には何の落ち度もないと思います。ただ、この改ざん問題についての解決策は、どのようにすれば良いかは、わかり	年金記録問題は、被保険者が将来年金の受給資格を得た時の基本となるものとの認識をもっています。ただ、改ざんについては、新聞・テレビ等で報道がされるまで、知り得ませんでした。	対応のしようが、ありませんでした。この問題についての反省点として考えられる点は、収納率を上げるための全国都道府県別の競争が、あったのではないかという点と、職員個々の問題認識の甘さがあったのではないかと考えられます。
7085	地方庁	その他(社会保険事務局)	分かりません。	可能な限りできる事をする。		
7086	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	台帳とPC記録のすべてを照合する。	マスコミの報道によりそのようなことがあるのを知りました。	台帳とPC記録の照合ができていない点が反省点です。
7087	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	少しでも早く多くの記録が本人のものに結びつくようにこうした業務に携わる人数をさらに増やすことも必要だと思います。	大変な時間がかかる作業であるけれども、本来もらえるはずの年金が受給できるようにするために、早急に解決すべき問題だと思います。 このような問題について知ったのは、世間で騒がれるようになってからです。	現在年金相談を担当しているので、来所時には旧姓なども聞き取り氏名索引をして、手番に本人と思われる記録がないかをしっかり確認するようにしています。また同僚の方の名前を聞いたりと充分に聞き取りをするようにしています。本人が間違いないといっても履歴で空いている期間があるときはそこについてしっかり確認をしていく必要があると思います。
7088	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		大変大きな問題だと認識しました。 数年前だったかと思います。	課を超えて最優先の問題として対応しようとしました。
7089	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に無いです	可能性の有る記録について連絡を小まめにする	採用されて年金記録を調べる仕事もやりがい有るのではないかと思いました	記録の管理重要性をもっと認識して慎重に対応していきます
7090	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	事務量的に大変多いが、職員一丸となり早期にやり遂げなければならないこととだけしか考えられない。	自らの仕事に誇りをもつことができなくなるような大変な重要な問題と思いました。	
7091	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	質・量ともに膨大だが、1件ごとに、被保険者等と電話・文書で連絡を取るなどして、正確かつ着実に解決していくべきだと思います。	長年にわたって積み重なった。解決に困難を伴う、深刻な問題と認識するようになりましたが、マスコミ等で問題提起される近年まで、この問題の存在を知りませんでした。	事務所職員同士、知恵を出し合って、できる限り迅速にかつ着実に対応しようとしました。反省点として、社会保険事務所と事業所との間では、通知等のやりとりがあったが、被保険者との間では意思疎通になるような物が、乏しかった(現在では、ねんきん定期便等があるが、)点があると思います。
7092	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在の方策を最大限のベースで継続していく。 必要な人員を増やす。	基礎年金番号に未統合の記録があり、裁定請求時や死亡届時に可能な限り氏名索引を行えばよいと思っていました。 未収録の記録等があることは認識できていませんでした。 この問題を知ったのは、採用直後です。	正しい年金記録になるよう精一杯業務を行う。 反省点は、一つ一つの記録を軽んじたことだと思います。
7093	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	個人に確認してもらうしかないと思うが、年金額が減ればその記録は自分の記録ではないと申し立ててくるケースもあるため、いわゆる宙に浮いた年金を全て整理することは難しいと思う。 一度記録を照会し、その人の記録ではないことが確認できたのであれば、WM等へ登録できるようにして整理していき、結びつかない記録があることを公表するべきだと考える。	当初「特別便」により個人の記録を再確認してもらうことを年金記録問題と認識していたが、年金請求の際に、個人の記録を確認してもらっていたため、こんなに漏れている記録があったことに正直驚いている。	年金への関心、周知が乏しかったことが原因であり、個人データ(関係書類)を永年保存としなかったことが一番の反省だと思う。
7094	地方庁	その他(社会保険事務局)	世間一般に知られている部分以外は特にないです。	人員を増員し通知をお出しして待っているだけでなく、こちらから訪問して積極的に接触率を増やし処理していく。	平成16年ごろ(採用2，3年目)ごろにはじめて知りましたが、件数がそんなにあるとは思わず、年金の請求や相談の際に処理をしていけば間に合うと思っていました。 ただ、特別便を発行することになってときに実際の数の多さに驚き、現業もこなしながら最優先で処理を進めていかなければと思いました。	事務所に所属した際は、窓口はもちろん国民年金課所属だったため国年の記録調査を最優先で取り組みました。 この問題が起こったのはコンピューターへの記録移管の際に完全に記録を移行しなかったこと、複雑な記録の処理を後回しにしてきたことだと思います
7095	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	現在の通常業務を一旦停止してでも、被保険者記録調査及び再裁定業務に人員を割き、年金記録問題にかかる業務を最優先し行う。	当然、被保険者の方が加入された記録が無くなるということは、あってはならないことであると考えるが、戦前。戦後の状況を考え、その当時に業務に携わっていた方が、将来の年金の事を考え、業務にあたっていたとは考えにくく、また、当時の管理状況を考えても、今ほどリスク管理がされておらず、時代背景から起こっても仕方がないところがあると考えられる。 ただし、あたりまえであるがあってはならないことであることは間違いありません。 ここまで記録が正しくないと知ったのは、記録問題が発覚してからです。採用されてからも、WMや被保険者台帳に無いものは、記録が無いと教えられてきましたので、今回のことについては、大変驚いています。	被保険者や受給権者から申し出があれば、その記録が漏れているという前提で調査の方は行ってきたし、再裁定処理についても、最優先で処理を行ってきました。 当たり前ですが、皆様からお預かりした記録を、長年に渡って保有するという認識がまず必要であると考えます。 その中で、日頃の業務における管理体制を、より厳格に行えるよう、人員配置をし、体制を強化する必要があると考えます。
7096	地方庁	社会保険事務所長			本人が特定できない手番があるとは聞いていたが、こんなに膨大だとは知らなかった。	新規基番の重複払い出しを絶対にさせない。法整備にて身分確認を厳格にチェックした上でないと永遠に解決できないと考えます。
7097	地方庁	その他(社会保険事務所)			一刻も早く解決が必要な問題だと認識していた。社会保険事務所で勤務するようになってから年金問題を知ったため、理解するのに時間がかかった。	一刻も早く国民全体が安心できるよう年金記録問題の解決に努力した。 もっと組織全体が一つになり、取り組んでいかなければならないと思う。
7098	地方庁	その他(社会保険事務所)				
7099	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	まずは、お客様から照会いただいている案件について、早急に回答することだと思います。そのなかで、いろいろな事象が出てくるものについて、二度とこのような問題を発生させないためのマニュアルを作成するなどして、全職員に対して、共通の認識を図るべきだと思います。	平成9年に基礎年金番号が導入されたときに、他手番がある方に対して、回答を求めたときに、未統合の記録は多数存在していたとは思われましたが、基礎年金番号導入直後ということもあり、事務処理が煩雑化していたこともあり、今ほどの意識でどれほどの処理が必要だったのかを把握できていなかったと認識しています。 この問題が存在することを知ったのは、マスコミ報道などで騒がれだした時期ぐらいと思われます。	未統合の手番記録につきましては、本人一致の確認を取ったうえで、早急に処理を行うようにしました。しかし、別人の記録を統合をしないように気をつけて処理をしていたため、統合できなかった(もれている)記録は多数ありました。 当時の紙台帳からオンライン化されたときに、きちんと確認をすればここまで多数のみ統合記録が出てくることはなかったと思います。これからは、一人でも多くの方の記録が判明するように丹念に処理をしていくことだと思います。
7100	地方庁	その他(社会保険事務所)	届け出の解怠または忌避により、未適用となっている法人が存在することについて、現時点では世間一般で問題意識が共有されていないと感じております。	世間一般への届出加入義務および現状について情報を公開して、問題意識を共有できれば、と考えます。	当初は、被保険者の年金裁定請求を受付する際に、聴き取りから未統合記録が判明し、ご本人の全記録が提示できるものと理解しておりました。 しかし平成15年から適用課にて記録調査業務を担当し、統合されないままの手番記録が相当数存在することを知りました。	記録調査業務において、被保険者からの調査対象事業所・対象期間だけでなく、ご本人の記録である可能性のある未統合記録について、判別されるよう問い合わせなどの対応に努めました。しかしこの対応で解決できるのは、調査申出がなされた事案に限られるため、申し出されない方の記録は残されたままとなりますので、限界があったと反省しております。
7101	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	大変時間がかかる作業であり、国民の皆様にはご迷惑をおかけすることになりますが、申し立て内容をよく聞き取り、丁寧な対応に心がけること。 対応については、スピードも求められますが、正確なことが一番であるため、記録を探すことにていては、当時の台帳より一件ずつ調べる必要があると思います。 再裁定手続きについてのスピードアップ。	国民の皆様には、ご迷惑をおかけし申し訳ありません。申し立て者の年齢から言っても、早急に対応する必要がある問題であると思います。 国民年金の免除問題が発覚した頃からです。	相談者の申し立て内容をよく聞き取り、一件一件丁寧な対応をすること。 今後の記録管理については、国民の皆様にも関心をもっていただき、定期便等で記録をお知らせすること。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7102	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	紙台帳のすべての記録をデーターベース化して基礎年金番号の記録や住基情報と突合させ、引き続き照会を丁寧に行っていくこと。調査依頼がされている資格照会をお客様の立場に立って一件一件丁寧に粘り強く調査を行う。また、職員同士お互いに情報の共有化をはかり対応を図る。	基礎年金番号が導入がされてた際に基礎年金番号以外の年金番号については、お客様からの申し出のハガキにより業務センターで統合作業を行っていくと聞いていた。そのため、年金請求の際に年金記録を確認し未統合の記録についてはその時に統合すれば問題がないと思っていました。そのため、マスコミ報道等で次々と記録問題について知り正直驚きました。	マスコミ報道がされて年金問題について不安を抱いている国民の皆様に対してできることはやろうと思いました。 年金加入者について、これまで年金記録のお知らせをしていなかったことが最大の問題であり、紙台帳記録もデーターベース化していないことも原因だと思う。また、資格照会業務についても重点を置いていなかったことも反省点と思います。
7103	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にない	現時点においても、無関心の被保険者・受給権者が多いため更に周知を図る必要があると思う。	国民の生活に大きくかかわってくる問題と認識している。 平成16年頃	窓口及び問い合わせの際に過去の手帳番号が判明した場合は、基礎年金番号へ統合し、また届出をするよう指導した。 基礎年金番号となった時点で、現在のように積極的に過去の記録の統合に力を入れなければならなかったと思う。
7104	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	本人の記録であるか確認を地道に行うこと。	認識していません。報道で知りました。	オンラインの不備が原因のため対応できない。オンライン導入時の対応に問題があります。
7105	地方庁	その他(社会保険事務所)	有りません。	一件一件確実に調査を行い、着実に記録問題を解決していく事が重要だと思います。	年金制度の根幹を揺るがす非常に重要な事であると認識しました。 年金記録問題の報道で知りました。	申立者の照会内容や申し出を丁寧に聴取し、年金制度や仕組みを懇切丁寧に説明し、当方の保有する記録を全て書確認した上で事実のみを回答 しました。 年金制度の広報や周知が不足していた事や、スタート時点での職員間の知識の共有がスムーズに行えなかったと思います。
7106	地方庁	その他(社会保険事務局)			過去の杜撰な仕事が原因の組織全体の問題だと思いました。 平成19年事頃でした。	私は年金相談窓口担当だったのですが、間違いのない処理を心がけました。 組織全体のガバナンスがうまくいっていなかったことが反省点だと思います。
7107	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	調査する点から言えば、今もあると思うが、調査のポイントなどの情報の共有化をより図ること、より実践的な調査マニュアルの作成等が必要であると考える。 また、全面解決へ向けての方策のひとつとしては、例えばとぐびん情報(ぶらさがり情報)の一定以上のパターンの記録は、本人の申し出がなくてもその者にこちらから記録を伝え、確認ができれば結びつける、といったように一定の基準を設けて記録を特定させていくことが必要であると思う。(今も行っている部分だと思うが、その範囲を拡大するなど)。	報道がされるようになって、徐々に事の重大さや複雑さを知るようになった。 平成14、15年ごろ、本庁の職員が事務所に来所した際、基礎年金番号の重複払出等をしないように(資格取得届に年金手帳が添付されていない、基礎年金番号が記入されていない、などのとき、十分調査し基礎年金番号を特定するように)との話があった。その際、この年金記録の問題が非常に膨大で大変なものであるというようなことを話されていたのを記憶している。	本庁の方が言われたことについては、それを守って業務にあたっていた。 反省点としては、まず庁が把握した時点で記録問題というものをもっと早く職員に周知を徹底して図ることが大切だったと思う。情報を共有化し問題を少しでも拡大させないこと、未然に防げる部分を防ぐためにも事柄をオープンにすることが結果的にはよい方向へいくものだと思う。
7108	本庁	その他(本庁)		地道な作業をできるだけ迅速に続けていくしかないと思います。	国民の皆様にとっての大きな問題だと思っておりました。入社前から、ニュースや新聞等で年金記録問題については知っております。	誠意ある態度でお客様と接し、できる限りの事をしようと心掛けました。反省点は、度重なる法改正等の影響によって、年金記録を管理しきれなかった事だと思われます。
7109	地方庁	その他(社会保険事務所)		紙台帳やマイクロフィルムに残っている記録を早急にオンラインデータに収録し、検索しやすい状態にする。会社名は覚えていない方も多いので、事業所の業態などわかれば、本人と断定しやすいのかと思われる。	今思えば、平成12年から平成14年に国民年金業務に携わり、厚生年金期間判明のための記録補正により、国民年金3号の未納を入力していました。そのころは基礎年金番号への登録を判った時点でしていました。勧奨をするなど考えてもいませんでした。 平成15、16年頃報道により、お客様からの問い合わせも増えてきたので、1件1件処理することの大変さを感じました。	1件の問題が解決するまで、かなりの時間がかかります。その場で完了する事例がまれ。窓口で完了できたら、お客様も安心されたでしょうが・・・ 次々に古いデータが開いていく状態なので、何回も記録統合が必要になるので、完全、完璧にオンラインでのデータ保持が必要だったのではないかと思います。
7110	地方庁	その他(社会保険事務局)			オンライン化以前の記録不備は裁定請求時に必ずクリアになると思っていた。	
7111	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	正規職員の人員を増やす。現在の状況では記録問題に充てることができる人員が限られ、処理が思うように進まない。	国民の年金受給権や年金額に大きく影響する問題と認識している。 統合されていない記録があることは採用の頃から知っていたが、年金を受けるまでには統合されると思っていたため、問題として認識するようになったのは年金記録問題として取り上げられるようになってからです。	来訪者や電話対応時にはお客様からできるだけ詳しく年金記録について聞き取りを行い、基礎年金番号に統合もれとなっている記録を少しでも減らそうという思いで対応してきました。また、事務所内の記録問題の担当者となってからは、期間照会の早期回答を心がけて処理にあたりました。 反省点としては、 ①年金裁定時の記録確認がおろおかだったこと。 ②被保険者である間に自分の年金記録を確認する機会を提供してこなかったこと。 ③統合されていない記録が判明した時点で統合処理を行うことを徹底しなかったこと。
7112	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上				
7113	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	ありません。	業務を外注や派遣に任せていては、ノウハウおの蓄積がされないので、経験のある職員を養成していかなければならないと思う。	報道があってから。	
7114	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	記録調査に精通した人員の増員。通常業務との兼業を無くし、記録調査のみを受付、調査、記録整備、回答、回答に対する相談、その後の再裁定をすべて1人でできる人員を整備する。簡単な調査しかできない人員は不必要と思う。	組織として取り組まなければならない最重要課題であるが、通常業務との兼務による弊害は今後の組織運営に更なる支障をきたすのではないかと思う。 また、この記録問題を知るようになったのは、報道等で世間に知られるようになってからでした。	ひとつでも多く記録問題が解決できるように全力で取り組んできた。 この問題の反省点は、過去も現在も先のことを考えて職務遂行する意識が薄かったという点があると思う。
7115	地方庁	その他(社会保険事務局)	ねんきん特別便の関係で記録をみると、予想以上にマイクロ台帳が見づらい、事業所整理記号などの入力誤りなどあり、記録調査に支障をきたしていると思われる。	コンピュータ入力の再のパンチ誤りを修正できるような改善が必要と思われる。	年金記録は年金額そのものに必要し年金受給者の生活費にも直結するので、基礎年金番号につながっていない記録があるということは、大変な問題だと認識した。職員ひとりひとりが真剣に取り組み、一刻も早く解決すべき問題であると認識していた。 国会で問題が取り上げられて初めて知った。	当時は庶務課であったが、ねんきん特別便の記録調査や電話応対などを積極的に行った。 ねんきん特別便の調査や対応について職員によって対応に差があった。 また、調査や再々定事務をどうするかといった、共通認識が不足していたことにが反省点として挙げられる。
7116	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金特別便の回答の遅れにより、再調査および年金定期便との重複調査等調査・回答業務がとても非効率になっていると思います。すぐ回答ができるもの、調査が必要なものを選別して、回答できるものはすぐ回答する。回答できるものについては、現在も大きなくくりでの回答例はありますが、簡易な質問・パターンは全国的に同じだと思うので、もっと多岐にわたるケースに応じた回答例を作成して、調査の不要な回答については速やかに回答を行い整理していくことが必要であると思います。調査については、事務所符号入力を不要にして、全国のマイクロを簡単に閲覧・検索できるようにし、調査が簡単にできるようにするようなシステム的な改善が必要であると思います。 また、未だに特別便・定期便未提出が多くあるので、広報をもっとして提出率を上げ、未統合記	未統合の年金記録については、被保険者氏名索引・事業所名簿検索等で確認をすればおおむね発見できる、できないものは社会保険の適用がなかったものもしくは本人記録として特定が困難なものとの認識でいました。通常の検索では発見できないような氏名・事業所整理記号等がまったくの未収録の記録が多数存在するのを知ったのは、問題が明るみとなり記録の補正等を現場で行うようになってから知りました。	記録確認・調査を行うにあたっては、マイクロの確認を含め丁寧に行う、専門性の高いものについては担当課へ確認をとる等検索漏れが起こらないように気をつけました。また、本人記録の可能性が高いものについては、お客様に丁寧に説明・対応しご自身の記録に結び付けられるよう努めました。 年金記録問題は、記録確認を行う機会が少なかったことが原因であり、定期的に記録を確認する機会つくる必要があったと思います。そのため、今後も定期便・年金通帳等自分自身で定期的に確認できるような体制は維持していかなければならないと思います。
7117	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	今般始まったねんきん定期便などにより、被保険者の方、受給権者の方に、ご自分の年金記録についてお知らせし、ご確認いただくことは有効なことであると考えます。 また年金制度についての広報(基礎年金番号は会社や制度が変わるごとに変わるものではない、一人に一つのものであること等)も重要ではないかと考えます。 年金加入記録についてお届けいただいた内容について、お届けの都度、変更の都度、年金制度加入者個人個人に、直接、確実に、お知らせできる仕組みがあればよいと思います。	基礎年金番号制度が始まった平成9年以降も、年金請求時に、氏名検索を行えば年金手帳番号がほかに存在していることがあり、基礎年金番号で管理されている記録は不十分なものであるとの認識はありましたが、年金裁定請求時に確認できるものであると考えていました。 基礎年金番号で管理されていない記録があることが問題であると認識したのは、平成19年です。	年金請求時に年金記録をご確認するという考え方を改め、年金記録についてお問合せくださるお客様にお礼を申し上げ、また、基礎年金番号に統合されていない年金手帳番号をお持ちのお客様にはお詫びし、年金記録統合についてご協力をお願いしました。 それまで、最終的に年金を決定するときに記録統合が成れればいいと考えていた点が反省点です。
7118	地方庁	その他(社会保険事務所)	本当の正しい記録に直したら、今受け取っている年金額が減ってしまうこと。 年金額を少しでも多く受け取ってもらうのであれば、すべての記録を見つけ出し、正しい年金加入記録にしないほうがその人にとってメリットであること。 実際今記録が見つかっている人も、その事実を知っていて、自分の記録では無いと言っている人もいるのではないでしょうか。 記録が見つかって、再計算をされたとき、受取額が減る人にも『正しい記録なので』と統合し、年金受取額を減らしているのですか？	本当にひとつ残らず年金記録を正しくしようと思うのであれば、まだまだ時間と人手が必要です。 ねんきん定期便が届いたことにより、給料明細と見比べていただけることができ、保険料算定が間違っていることの指摘を受けますが、申請方式にて登録を行っている以上、間違った報告や、間違った保険料の給与天引きを防げるのではないかと思います。 実際おかしいと明細をつけて調査依頼を受けるケースも見受けられます。	ねんきん記録問題が存在することを知ったのは、世間で騒がれるようになってからです。	年金記録に間違いがあるのであれば正しくするべきだと思いました。 反省点としては、過去に誰が何のためにこのような問題になる元を作ったかは知りませんが、現時点で、実際にかけられていたはずの年金記録を判明し、正しい年金を受け取っていただけるよう記録の調査を行っていきたいと思います。
7119	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現時点でも、記録調査専門の課を作り集中して取り組んでいますが、まだまだ滞留分があり、問題解決には時間がかかると思います。限られた人員の中で難しいとは思いますが、記録調査の人員を増加していければ少しでも早く解決に向かうと思います。 年金記録問題は、全職員が取り組んで解決していかなければいけない問題ですので、事務処理の流れや処理方法など当時の職員の方々からの意見や情報・事業所検索の詳しい資料など、見れば誰でもわかるような資料があれば、少しでも早く解決できると思います。	この問題を知ったのは、報道されるようになった平成19年です。 基礎年金番号に統合されていない番号があることは、氏名索引をした際に気づきましたが、これだけの件数があるとは思っていませんでした。本来受け取ることのできる年金を受け取れていない人が多くおり、重要な問題だと思いました。	電話や窓口等での問い合わせに対して、氏名索引だけではなく、マイクロで前後の人から調査するなど、1件1件様々な角度から調査し、本来受け取ることの出来る年金を受け取ってもらえるように取り組んでいこうと思いました。 この問題についての反省点としては、記録の台帳管理や入力等のチェックが徹底されていなかったことだと思います。そして、年金裁定時に記録の十分な本人確認が出来ていないケースもあり、これらの点が反省点だと思います。
7120	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	存じておりません。	お客様からの申出等に対して迅速・正確に対処していかねばならないかんがえています。	平成18年のことだった思います。 大変なことが起こっている、何故このようなことになったのかと思った。	とにかく早く記録を整備しなければならない。 システムに問題があったのではないかと思います。
7121	地方庁	社会保険事務所長	分かりません。		テレビ等で報道されて初めて知りました。	1件でも年金記録問題を早く解決するために取り組みました。
7122	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	国民年金原簿保管されている市町はその原簿に厚生年金の番号が記録されている場合がありうるので記録統合処理に協力をお願いされたい	厚生年金番号がいくつも払い出された場合でも年金請求時請求漏れがないよう年金相談がきめこまかくされると思っていましたので平成20年5月から採用の私にとっては大変な驚きでした	国民年金番号の払い出しの事務処理に比べ厚生年金番号の払い出しの事務処理がずさんであったことがおおきな反省点ではないかと思いますまた平成9年1月1日をもって基礎年金番号がふられたことは大変よかったと思いますがこの付番した時他の年金番号をもっている場合の登録事務処理に当たるハガキの回収率に問題があったのではないかとおもいます年金制度に関心があるがためおきた年金不信と不安を取り除くために膨大な事務量に職員全員でとりくんでまいりましたが信頼回復には毎日の地道な努力しかないと思います
7123	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じておりません。	(6)のご質問については、存じておりません。	記録が統合のため実際より少ない年金額となっている方に対して、記録訂正後の年金額への反映にあまりにも時間がかかることは、問題であると認識していました。オンラインシステム上の年金記録が未統合のままであったというのも問題ですが、判明した記録が年金給付にリアルタイムで反映されないことが不信を生むことになると認識していました。 問題の存在を認識した時期は記憶が不鮮明ですが、平成19年2月頃から6月頃。	担当課ではありませんでしたが、再裁定審類進達にかかる事務を支援しました。 反省点は、判明した記録が年金給付にリアルタイムで反映されないことが不信を生むということです
7124	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	早急に人員と時間を費やして対応すべきと考えます。	就職したときから、上司や先輩からあくまでも申請主義で、別人の記録を 統合することの方が問題(危険)であると教えられてきました。	大事な年金記録ですので、お客様の立場に立って対応してきたつもりです。 また、自分の担当の仕事以外にも別途年金記録問題に時間を割いてきました。過去にあくまでも申請主義という考えにとらわれていたのが、一番の問題であったと考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7125	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	年金記録問題については、件数が非常に多いため簡単にはいかないと思いますが、とにかくもうたくさんの人を使ってやるのが一番有効だとおもいます。今も多数の人が従事していますが、まだ足りないと思います。待っている受給者の方たちも高齢になられているので、早期の解決が必要です。。	新聞やテレビ等で騒がれ始めた頃だと思いますが、それ以前はあまり認識していませんでした。	この記録問題は、いずれは発生することが予想されていたにもかかわらず、何もしてこなかったことが反省点といえるのではないでしょうか。社会保険が開始されてからの長い期間の中で、何回か見直す機会があったと思いますが、その時から始めていれば今のような状況にはならなかったとおもいます。
7126	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。			
7127	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	プライバシーの問題もありますが、どの社会保障、税金でも使用するの共通の社会保障番号の早期導入。領収書の保存期間をのばす。	問題意識は新聞報道等されるようになってからと思います。	年金相談業務で、注意して確認した。未統合の手番等は年金請求時に統合すればいいと考えていたこと
7128	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にないです。	着実に必要な対策を実行することだと考えます。	国民に大変な迷惑をかけた所業であるので、庁全体で信頼回復に向けて行動をするべきだと考えてました。	今現在できることを着実に実行しようとしておりました。 反省点としては、本庁が労働組合と適切な関係を築けなかったことが挙げられると思います。
7129	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金記録で、当時偽名を使っていたという方から申し出があり、氏名索引したところ、その偽名から厚生年金記録が判明したことがありました。勤務先などからご本人様の記録で間違いないものと判断し、記録統合をしました。氏名や生年月日が間違って登録になっていることがありますが、偽名で登録されていることもあることを知ったときは驚きました。 受給者の方で記録が判明した場合ですが、判明した記録の内容によっては年金額が下がる場合があります。記録問題の流れの中でご本人様の不利益となるような事象が生じた場合には救済したほうが良いのではないかと思います。	台帳の記録とオンラインの記録が違っていることがたまにあります。おそらく台帳のほうが正しく、オンラインのほうが入力誤りによるものと思われますが、これらを一度突合する必要があるのかと思います。膨大な量になると思いますので人員の補充が不可欠と考えます。	平成13年度に採用されましたが、その当時から未統合手番の存在は知っておりましたが、恥ずかしながら問題意識を持っておりませんでした。年金請求の際に記録統合するものと教えられた気がします。平成19年頃にテレビ等で取り上げられるようになったと記憶しておりますが、その頃から窓口や電話等で照会が多くなり、事の重大さに気づかされました。	相談にいらっしゃった方からは入念に聴取するようにしました。当時勤めていることは覚えているが、勤務先名までは思い出せないことがよくありますので、時にはこちらからヒントを出しながらなんとか記録統合できるように誘導したこともありました。 基礎年金番号制度が発足する際にもう少し問題意識があったらよかったのではないかと思います。制度が複雑だということもありますが、さまざまなことが後手 に回った印象があります。 特別便の発送が開始されたころですが、以前までの通常業務もやりながら、記録問題にもあたるのは不可能だと思いました。人員がとても足りないと思いました。
7130	地方庁	その他(社会保険事務所)		地道に照会していくしかないと思う。	年金給付課に在籍していた時、年金新規裁定者の氏名索引をすると手番が 判明し、こちらから判明した手番の勤務先等を照会して本人がその時初めて自分が厚生年金をその当時かけていたことを、認識するケースが多かった。WMに出てこない旧台帳の記録や氏名の読み方の違い、生年月日の違いで氏名索引で出てこない記録は、本人も知らずに照会もされずに残る記録もあるのだろうと思った。 それを感じたのは、平成14年頃。	他に勤めた会社がないか聞いたりしたこともあったが、本人に記憶がなければ対応のしようがないので氏名索引で出てきた記録にのみの照会だけにとどまった。 問題点は、まず氏名、生年月日の入力誤り。特に氏名においては、紙台帳に ふりがなかなかったせいもあるが、読み方が全然違うケースをよく見る。紙台帳に、ふりがなをつけるべきだった。入力後のチェックもあまかったと思う。
7131	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に、ありません。	年金記録の問題の時期が、かなり古い時代のものなので、ほとんどが旧法の扱いのものが多いので、旧法の年金制度を熟知していることが、必要である。しかし、旧法の時代の職員は、ほとんど、OB職員になっているのが現状である。したがって、旧法関係のマニュアルを作成することが、必要だと思います。また、ある程度の職員を増員して、一気に年金記録問題を解決するよう	いままでの年金記録の管理が、そのときどきに解決できていなかった問題が、原因していると思います。 問題を知った時期については、ねんきん特別便がでた段階です。	窓口・電話対応等に、自分なりに一生懸命年金記録問題解決に向けて、努力しました。ねんきん特別便等の記録通知を一斉に出したことによって、窓口相談及び電話照会が殺到して、事務所段階では、混乱状況の陥ってしまった。
7132	地方庁	その他(社会保険事務所)	メディアで報道されているような事ぐらいしか存じません。。		5000万件も未統合の手帳番号があるとは、思いませんでした。問題が存在することを知ったのは、安部総理大臣の任期中のことです。	20年30年め前の会社名を覚えていないお客様には、職種及び所在地のヒントを出して記憶を呼びおこさせる対応に努めました。反省点としては、再就職した人の手帳の有無の確認をしないまま手帳が無いと言う人に頓着もしないまま新しい手帳番号を交付したことではないでしょうか。
7133	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	特になし。	新聞等の報道をみて認識した。手帳番号の登録は過去記録照会を生年月日順にやっている途中だったので、順次統合されていくものと認識していた。最終的には年金請求時に統合するので、5千万件は実数としてはいかがなものかと思った。	照会にはできるだけ丁重に答えようと思った。
7134	地方庁	その他(社会保険事務所)	紙申請が中心であり、マンパワーに依存した事務処理が必須であるはずなのに、人材(人数)に乏しい。電話による質問が多いのに、電話対応専任のスタッフがいない。	紙申請が中心であるのはやむをえないとして、申請書を即日中にデータベース入力およびPDF化して管理したり電話応対専任の補助作業員が必要である。		
7135	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		いつ頃かは覚えていないが、職員のいい加減な仕事と国や国民の年金に対する意識の低さにより起こった問題と認識しています。	個人的には今までいい加減な仕事をしてきてたという思いはないが、ほかの人と比べて知能がないので習熟するよう努力した。国民の関心が年金に向いている間に、無駄なところに税金・保険料を使うのではなく、必要人員を厚い徹底的に年金記録の調査・点検を行う必要がある。この体制では、今までと同じようなやっつけ仕事にしかならない。職員の資質にも問題があるのかもしれませんが、上の人たちがやっつけ仕事しかできないような環境を作ってきたのが問題点であ
7136	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	過去の記録問題については、報道以外わかりません。 現在も、基礎年金番号が統合されないまま厚生年金に加入している方が発生していると思います。(場合によってはこれも「消えた年金」という表現になっていくのでは)	本当にこれを無くそうと思えば、「国民総背番号制」と言われていたやりかたがあるのでしょうか。	上記については、本人が正しく届出しており、担当者も正しく届出している場合は、何年たっても大丈夫(探し出せる)と思っていました。	上記については、基礎年金番号不明と届け出た者については記載誤りがないことを確認するため氏名索引を行い、番号の存在を確認した上で再交付届の指導を行っています。協力が得られず不明な者については、やむを得ず新たな番号を払い出します。 ただし、この氏名索引が必要の無いもの「覗き見」と整理されないか心配しています。 処理する側の問題として、処理誤り(誤入力)防止に努めています。
7137	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	正しい記録に直す必要があると思います。	人間がやっていることなので間違いはあるとは思いました。問題が存在することを知ったのは公になってからです。	チェック体制が十分でなかったと思います。
7138	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			解決を急がねばならないが、根の深い問題だと思いました。知ったのは数年前だと思います。	前向きに対応しようとしました。緊張感のなさがあったと思います。
7139	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	未統合記録が未だどれくらい存在しているのか。特別便の回答状況はどうなのか。また、調査中の記録、未処理の要再裁定件数がどれくらい存在するのかが分からないため回答不可。 しかしながら、当面、時間と労力を要する問題であると考えます。	未統合記録がかなり存在するという問題。 過去記録の整備のための照会を行うようになった頃。	裁定請求時における記録確認の徹底。 過去記録の整備のための照会およびその広報を徹底すべきであった。
7140	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られている以外は知らない		記録に間違いがあるということは、国民の皆さんからの信頼という点でも、とても重大なことですが、この仕事について記録問題を調べるようになってから、知りました。	間違いがあるという方の記録が見つかるように、提出いただいた回投票に記入漏れがあったとき、個別に電話連絡をして書かれていない情報を聞き取りました。回答の仕方が、(特に年配に人に)もう少しわかりやすくなっていたらよかったと思います。
7141	地方庁	その他(社会保険事務局)	世間一般に知られていない問題以外は知りません。	本人の申し出、届出が必要であるのはわかりますが、記録問題の解決に向けて省略したり簡略化も必要と思います。 3号期間中や国年任意加入中に厚年判明した場合、扶養等で確認できる場合は省略したりするなど、簡略化も必要と思います。 最近は処理が早いですが、再裁定も本人の申し出なしで再裁定できるなど。 減額については再裁定なしで現状のまま。 当たり前のことですが、紙台帳は今後も大切に保管する。 区役所、税務署、法務局、職安等あらゆる機関に情報提供をしてもらい、本人への呼びかけへ利用する。	世間一般に知られるまでは、基礎年金番号以外の手帳番号が存在する、一人に何個も番号があるぐらいの認識でした。年金相談時に調べたり、思い当たる期間があれば期間照会を出してもらう認識でした。働き始めたころに教えてもらいました。(平成12年ころ)	一つでも基礎年金番号以外の番号が判明すれば統合する。取得届等提出時に疑重複を出さない。事業所整理簿を記入する時は読みやすい字で書くなど。 世間一般に年金記録問題が知られるまで、社会保険事務所職員及び世間一般の年金意識が低かった。年金記録をつなげる意識が低かった。事業所名が0で入力されてたり、当て字読みで入力された人が多かったため、紙管理からコンピューターに移行する時に、もう少し段階をふんで慎重に移行するべきであった。
7142	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		地道に時間と人を使って処理するしか方法はないと思います。	適用課の時、年金番号を払いだしたり、期間調査を処理する際に記録をデータ化していないと対応できないといつか大きな問題になると思っていました。平成元年頃。	記録のデータ化の要望を厚生省・社会保険庁・業務センターにだしましたが、「予算がない」及び「請求主義だから、年金請求書に本人が記入しないのが悪い」との回答でした。現場の声を上層部が無視したことも悪いが、被保険者、受給者、事業主、社会保険事務所の職員すべてに責任
7143	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	1人1人ずつ地道にやっていく他には方法はないと思う。また、通常業務をこなしながら全職員で対応というのは無理。期間調査に長けた人を専属で配置するしか質の高い調査はできないと思う。	平成16年の採用後すぐ、待ち主不在の手番の存在を知った。何だこれは、とは思っていたが、こちらから事業所名を言ってはいけないなどの教育を受けて思い出せない人の相手をしているうちにこんなものなんだと思っていった気がする。	つい数年前まで事業所名を言ってはいけないなどと通達のようなものがあったのに、新人職員に近い自分には対応は不可能。直近の2年間みっちり期間調査をやって思ったのは、とく別便やらフォローアップやら旧台帳調査やらを行うにあたっての準備が不十分だったと思う。とりあえず本人宛通知を送ったものの厚年カセット記録で確認に時間がかかる、1度再裁定申し出を取っているのに漢字検索ができるようになって手番がでて何で一度にわからなかったのか、などの苦情を多数受けた。もっと準備を整えてからの方策を打ってほしい。
7144	地方庁	その他(社会保険事務所)		人数が減った中、平常業務もあり、記録問題と並行しての業務には無理がある。それぞれ、専任できる状況を整える必要があると思われる。また、謝金職員や臨時職員の人数を単純に増員するだけでは解決にはならない。記録問題を解決させるために雇用するのであれば、事務局単位等で研修を行い即戦力として、事務所へ配置する必要があると思われる。	制度発足時には紙媒体での届、管理であり現在のような機械管理になることは予測できなかったことだと思われる。 機械管理へ移行する際の事故等、また、偽名・偽生年月日での届出により誰の記録であるか特定できないものがあるだろうとは、採用時(昭和63年)の時点において認識できていた。	窓口へ来所されての期間照会の際には、参考となるような内容をできるだけ聞き取るように心がけた。 基礎年金番号ができてからは、住所の登録があるため特別便等発送できるが、以前は文書の発送はできなかったため現在のような確認作業はできなかったと思われる。ただし、年金請求時において、職歴等を詳しく確認していれば、年金受給者については、今のような混乱は避けれた
7145	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし。	年金記録問題について、お客様目線で組織一丸で対応しつつ、職員の心身のケアも考慮する。	分からない。	
7146	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	昨年から行ってきている特別便、今後も行っていく定期便は非常に効果的であると思うが、人間の記憶には限界があり、また記録管理者側としても本人と確認がとれない不明確な記録も残っている。最後の一人まで明確にするのは不可能であると考える。現在まで行ってきた方策以上の対策は正直全く思いつきません。	国民の記録を預かっている立場として、非常にずさんであったと認識した。 報道により知った。	窓口において懇切丁寧な対応を心がけ、どのような些細なことも思い出してもらえるよう応対し、事実確認を徹底的に調査した。 記録管理者側のずさんな管理だけではないが、それを強く感じた。
7147	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	世間一般に知られていない問題、のことであれば、特にありません。	基礎年金番号制度が導入された以降、未統合手番については、年金の資格の異動があったときに統合、その機会がなくとも、年金請求の時点で確認することとなっていたため、「宙に浮いた」という認識はなかった。 ただし、職歴を思い出せない人、厚生年金や国民年金に加入していたと思っていなかった人がいたため、若干の危惧はあった。	窓口対応の際、年金手帳の複数所持などを確認し、積極的に統合を行っていたが、職歴確認までにはいたっていない。(年金請求窓口に携わったことがなかったため)

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7148	地方庁	社会保険事務所課長級以上		年金記録問題の解決に向けては、40年以上も前の記録も含むため、制度の変遷や法律の知識を持った職員を中心に人海戦術で対応しなければ、なかなか進まないと考える。しかし、現実は、協会けんぽ、厚生局への転任等及び退職によりそのような職員が少なくなってきており、難しい状況にあると考えます。	昭和50年代に適用の仕事をしていたとき、資格取得届に年金手帳の記号番号の記載がない方がおり、事業所に確認するも手帳の交付は受けていない(年金に加入したことがない)との申し出があったため、新番を払い出し、結果として複数の番号を持つことになった。年金記録問題が発生したときは、記録問題の原因の一つと考えていた。 また、手管理により40年以上の記録を管理すること自体に無理があったと考える。	事業所の担当者を通じ確認したが、今思えば、事業所の担当も被保険者も年金制度に関心がなかったのかと思われ結果として複数の番号を持つことになった。周知広報が不足していたと考える。 現在は、オンライン化となっているため、ある程度の問題は解決していると考える。
7149	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。	台帳と一つ一つ確認し調べ尽くした所で、最終的に政治判断だと思います。	年金記録問題を知ったのは、問題が発生した時です。それまではその存在も知りませんでした。 年金については、みなさんの老後の生活に直結することなので、大変な問題だと認識しました。	ねんきん特別便・ねんきん定期便・期間照会について一つ一つ丁寧に調査をし、回答を行いました。また、窓口対応についても被保険者、年金受給者の立場になって対応しました。 ずさんな年金管理、手管理から機械管理に移行時の安易な入力作業。 年金額についても、細かすぎて被保険者の方々にわかりにくいので、もっとわかりやすく、将来安心出来る年金制度にしてほしいです。
7150	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	人員を増やしてほしいのですが未経験者ばかりだと処理がはかどらないので研修をたくさんするとか経験者OBの方とかに協力をしてほしいです	基礎年金番号に番号が統一されていないことはいろいろ勉強させてもらい知っていましたが平成18年ごろから年金記録問題とテレビなどで大きな話題になり自分が思っている以上に大きな問題となっていることに驚きお客様と対応することで問題の大きさと責任の重さと日々感じています	年金受給者の方には親身になって対応しようと心掛けてますが支払われるまでに時間がかかってるので受給者の方が進捗状況の確認の相談の件数が多いので再裁定を受付けするときは不備返戻にならないように添付書類の不備がないか確認するようにしています
7151	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特にありません	年金記録適正化工程表に基づき、一つ一つの課題を解決していく以外に方法はない。国民の信頼を得るためにも、マナースタンダードに基づくCS向上が必要である。	平成9年1月から実施された基礎年金番号への未統合記録が多いことを、平成19年11月頃の「宙に浮いた5，000万件」報道により初めて知った。なるべく早期に統合処理を完了し、年金記録の漏れを解明していくためにも、国民の皆様の協力は欠かせない。	年金記録問題を解決するためには、年金知識を有し年金業務に明るい人材の活用が最重要であり、OB職員への協力要請や年金機構に移行できなかった職員も含め、一人でも多くの人材を投入することが必要です。
7152	地方庁	社会保険事務所課長級以上	無し。		年金手帳番号が、厚生年金、国民年金それぞれに持っていたケースはあったが、あまり問題にされていなかった感がある。昭和60年前半。	当時、問題意識されておらなかったが、基礎年金番号化以降は重複記録整備、手帳統合などおこなってきたが、それ以前までの年金記録管理の甘さがあったと思う。
7153	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくにありません。	特別便や定期便などをはじめ、記録の照会に対して丁寧に対応していくことが必要だと思う。ただあまりにも件数が多いので、回答期限を一律に決められてしまうと件数をこなすより結果になりかねない。資格照会業務では経験がものをいうことも多々あるので、経験豊かな人材(OBを含め)を有効的に配置していくことも必要だと思う。	年金問題が世間にでるまでその存在はわからなかった。基礎年金番号が導入後も未だに未統合の番号が存在することは認識していたが、氏名の漏れなど不備記録が相当あるということについては知らなかった。	特別便や定期便での照会等に対して懸切丁寧に対応していこうと思った。反省点としては、オンライン移行時のチェックがきちんとされていなかったのが一番の原因。当時は職員の年金記録に対する意識も低かったのだと思うが、その時点で問題点をしっかり出して対応しておけばここまで大きな問題にはならなかったのではないかと感じる。
7154	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	現在、記録照会の回答業務をしていますが、本庁および政府がどう考えているのかがわかりません。 解決とはどういう状態を念頭においておられるのでしょうか。 数十年前の記録を完全に整備するというのはおよそ非現実的ですし、費用対効果の面でも疑問です。また、最近の記録であっても、「個人の主観的記憶との一致」を確認する現在の方式では、どこまでいっても終わりがありません。 どこかで線引きをする必要があると思います。 記録問題の解決は、ひとりひとりが自分の記録に関心をもち、チェックしていくことが大事だと考えます。窓口で多くのお客様が、自分は無関心であったから、特にみんなと違ったことはしていないはずなので、私の記録がぬけているのはおかしい、とおっしゃいます。しかし、無関心を理由に権利が守られるなどとは常識的に考えればありえない話です。 個人的には、標準報酬まで含めた自身の記録を、ネット等から随時確認できる環境を整備した上で、どこかの時点から、疑問がある場合の申立期限を2年に切るべきだと考えます。国民年金で窓口でお客様から、2年程度は領収書を保管しているとの話をよく聞いたことと、日本銀行でも2年は納入記録を確認できると聞いたからです。また、標準報酬等の申立の場合、書類保存年限以内でなおかつ事業主が事実と異なる届出をしていた際に、保険料納付時効内であることから2年が適切と考えます。	記録問題は政治問題です。 マスコミ報道で知りました。	制度説明を心がけました。 反省点としては、対応に冷静さが欠けているように思われました。
7155	地方庁	社会保険事務所課長級以上	・入社S53年当時に記録の事故リストが業務センターより返却されていたよう記憶しています。一部はなかなか処理ができてなく保管されていたよう記憶しています。	・現行どおり1件ずつ、確認作業を行うしかないと思います。	・年金窓口や記録照会の際に問題になっている記録の存在は知っていた。 当時の業務処理では、本人より申し出が無く確認出来ない記録は一部を除き統合はしていなかった。理由として事業所記号が無いものが多く本人の確認できないものや、氏名、生年月日等どこかが相違していたので、本人に聞いても確認ができなかったため。 ・オンライン化になった、昭和61頃より知っていましたが、問題として捉えるようになったのはマスコミ報道がされた平成19年頃です。	・上部機関よりの指示内容に従い対応しました。 ・社会保険職員であれば大半がこのような記録のあることは知っていたと思います。まずは1件ずつでも記録の判明しているものは処理をしなければならないと思います。 反省点としては記録問題に至るまでに、何らかな手立てを行う必要性があった事は感じています。
7156	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	年金記録問題の解決に向けて、人員の確保は必要と考えます。 また、情報の共有も必要だと思います。庁の業務センターでの再裁定の進捗も、事務連絡等ではおおむね3ヶ月とのことですが、電話確認ではケースごとにおおむねの目安をいわれます。事務所ではそのつど給付課内で情報を共有していますが、そういったことも未だにオープンにしていただけないのかと残念になります。いま、職員のモチベーションは、長期にわたる記録問題の対応の疲れなどから下がっています。庁も地方も同じ情報を持ち、同じ意識を持たないと乗り切れないと思います。 庁から地方へ、特別便や定期便、記録の照会が際限なく降りてくるのではないか、まだまだ、流	記録問題は報道されるまで問題意識を持ってはいませんでした。しかし、期間調査に携わっていたときにカセット記録がすべて空いていれば確実に探せるのにと思ったことは何度もありました。	(7)に記入したとおりです。
7157	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		平成19年5月頃よりお客様からの被保険者期間についての照会が増え始め、一度に全員の方から照会があればどうしたらよいのか、又、報道等により基礎年金番号に統合されていない記録が有る事を知ったときです。	お客様からの照会等に誠意を持って対応し、信頼していただけるように心がけ、お客様の記録を少しでも早く正しい記録に出来るように努力しました。 現時点では、年金記録が機械化された時に統合されていない被保険者記録がたくさん有る事が判っていたのではないかと推測でき、もっと早期にこの記録問題の解決に取り組むことが良かったのではないかと考えています。
7158	地方庁	その他(社会保険事務所)	事業所整理記号が誤って登録されている。国民年金保険料納付記録において納付済月数へは含まれているが、納付月の内訳の登録が漏れている。	システムにて不備対象を抽出する。ねんきん定期便等にて確実な確認を図る。	業務課、国民年金課へ在籍していたときに認識していた。	早急に記録訂正のうえ、ご本人へ説明した。ねんきん特別便、定期便等での本人確認の機会を設けることが遅かった。
7159	本庁	その他(本庁)	厚生年金記号番号の重複払い出しにより、「消えた年金」の一部となっているものについて。 厚生年金基金から厚生年金基金連合会(現・企業年金連合会)へ移管された記録は、承継通知の不到達によって、基礎年金番号へ統合されず、年金給付に結びつかないものが、決して少なくない。	各基金に対して情報提供され、統合作業につなげることを通達しているが、少人数の基金事務局では負担が大きい。人的支援を行うべきかと考えます。	裁定を行うときに統合すれば事足りるという考え方が、根本的な誤り。 若い時の記憶は、年とともに失われる。 出入りの激しい業界を母体とする基金に在籍していたが、加入員番号の重複払い出しを統合し、新たな発生を防ぐ方策に注力した。 昭和55年から手作業を繰り返し、平成7年の機械化導入においても、これを重要項目と認識していました。	(8)に記載したことを除く。 年金とは、国民生活を支える国家事業であり、普通のサラリーマン感覚で従事していてはならない。 安心は信頼に根差し、信頼は真摯な行動のみが獲得できる。
7160	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	ある程度の期間はもっと人的な益を増やす。 また、お年寄りの方は、遠くの事務所まで出向くことはなかなかできないと思うし、できるだけ対面で説明したほうがいいと思うので、近くに相談できる窓口をもっと増やしてはどうか(市町村等に協力を依頼しWMを貸し出すなど)。	平成14年、15年の徴収課在籍時に滞納事業所とのやり取りで、相手方から「改竄できるのでは」と言われたことがあった。決済等の必要があるので、当時はまさかやっている人がいるとは思っていなかった。ただ事業主が架空(うその)届出をする危険があるのではないかという疑問は持っていた。	調査を定期的に行う以外、事業主の架空の届出を見抜く術はないと思っていた。調査時に発見できても、被保険者からすれば事業主の責任ではあるにしても、本当に自分の正しい記録が常に更新されているのかどうか、疑問や不信感は残ると思う。
7161	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。			
7162	地方庁	その他(社会保険事務局)		時間をかけ丁寧に行う	基礎年金番号創設時より予測はできました	
7163	地方庁	その他(社会保険事務所)	旧三共済(NTT、JR、JT)の昭和31年6月以前の記録についての問い合わせが多い。何年何月から加入をしているかがオンライン上ではわからないので苦情になることが多い。そのために、本人が 抜けている期間があると申し立てても照らし合わせるものがないので、相談を受けた時に大変苦慮する時がある。社会保険業務センターに問い合わせをしても解答までにかなり時間を要する。 また、旧三共済の人が旧令共済組合期間分の年金を受給しているのかが、オンライン上で把握できない。	旧三共済から社会保険庁が引き継いだ記録をオンライン上で確認できるようにすることが必要。	平成14年に業務課に異動をして、基礎年金番号に登録になっていない記録があることに気づきました。その時の認識としては、大きな問題と捉えておらず 年金を受給するまでの間に基礎年金番号へ登録できれば、問題は無いと思っていました。	問題を問題では無いと思っていたことに深く反省をしております。年金記録は 国民の一財産であり、それを管理させていただく立場でありながら、安易に対応を先延ばしすることによって今の年金記録問題が発生したのだと思います。問題で無いことを問題視することを大切にしようと思っています。一つでも多くの浮いた年金を減らせるよう、がんばっていきたいと思います。
7164	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思いつきません	(6)の設問に対しては、特に知らないため回答できません。 これまでの年金記録問題についてであれば、宙に浮いた未統合年番の問題であれば、今まで行ってきた名寄せ照会・システム改善が想像されるが、われわれ事務所の担当者としては、お一人おひとりのお客様との対応時に細心の注意を払って対応し、確実に処理をすすめていくことしかありません。	平成9年の基礎年金番号導入時に適用課に所属し、取得届処理時に新番払出をすることがあった。将来、裁定請求をするまでに統合されるべきものであって、本人よりのアクションも必要なため、速やかな対応が困難と思いました。また、未統合の年番が存在することは認識していたが、年金記録問題として報道されるまで、具体的な件数等知る由がなかった。	将来、裁定請求をするまでに統合されるべきものであって、本人よりのアクションも必要なため、速やかな対応が困難と思いました。 反省点として、速やかに対応しないと本人が忘れてしまい、記憶の呼び戻しも難かしくなるため、結果的に問題解決が困難になっている。 現在は、加入手続きの際に複数の手帳番号を発生させず、過去の記録の確認も確実に行うよう対応しています。
7165	地方庁	その他(社会保険事務所)			コンプライアンス意識が低かったのではないかと思います。	法令を勉強して対応しようと思いました。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7166	地方庁	社会保険事務所課長級以上	年金記録が見つかったことにより、年金が減額されてしまうケースがあること。「旧法対象者で、国年加入期間中に1年未満の厚年記録が見つかった」「障害年金受給者に厚年記録が判明し、標準報酬月額が下がってしまった」など。	社会保険庁は、事務所に対し「記録訂正について十分説明しご理解をいただく」などと、原則しか示していないが、現実対応としては、事情を説明して記録統合はしていない。被保険者が悪いのか社会保険事務所が悪いのか、事業所が悪いのか今となっては原因もわからないのだから、「このようなケースは統合しない」とはっきり指示すべきです。	平成9年に基礎年金番号がスタートしたとき、WMで氏名のない記録などが多いのに驚いた。すべてオンライン上にのっていれば、年金番号や事業所記号などから、年金請求時に判明することかと考えていた。ただ、国民年金の未納者と接するときは極力職歴を聞き記録統合を進めていた。 しかし、オンラインにも載っていない記録があるというのは、恥ずかしながら今回の騒動になってはじめて知った。	(8)でも記載したように、お客様と接するときには、職歴を確認して統合を進めていた。 マスコミ報道で必要以上に混乱したが、以前から庁として組織的に記録整備は進めており、政治的に利用された点は不満です。 ねんきん特別便を始める前に、オンラインに載っていない記録をすべて載せるべきだったと思う。そのうえで記録照会に応じればはんめいりつはもっとあがったし、旧台帳による記録確認のお知らせなどという経費と労力の無駄遣いはかなり少なく出来たと思う。 さらに、共済記録については、特別便が始まったときから共済組合に照会するとしていたが、実際には1年以上も共済との協議がされていなかったようで、庁の対応としては問題があったのではないか。 最後に、年金記録問題に関する報告について、様式や対応がたびたび変更されたり、追加の報告を求められたり、大変困惑している。報告のために時間を費やすこともたびたびで、報告がど
7167	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			厚生年金加入期間照会に本人が記載した年金手帳番号と職歴について、WM上に収録された記録が不一致のため、過去の被保険者台帳(紙台帳、マイクロフィルム)等を手作業で何時間も掛けて調べた結果、違う手帳番号が払い出しされていたケースや、紙台帳の氏名等が欠落していたため別記録となっていたものが多かったと思います。 平成に入ってからですが、当時はほかに有効な手段がなく本人の記憶とのすり合わせに頼らざるを得なかったと記憶してます。	一人で、いくつもの厚生年金や国民年金手帳番号を、たとえば転職する都度貰われたりしてたケースが比較的多かったこと。 台帳を何度も見返して、申し出職歴にある会社での加入記録がないか調べてみました。現在に比べて10、20年先に正確に情報が伝承できる環境ができていなかったこともひとつあったと思います。人の記憶は時間とともに曖昧になりますので。
7168	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録については、機械管理が行われる以前は、各年金ごとでの記録管理となっていたため、同一人記録の把握や資格記録の管理が複雑化となっていましたが、年金記録は年金制度を運営する基礎となる記録であり、年金記録問題については本来あってはならない問題であると認識しています。 この問題の存在については、昭和63年頃に国民年金の業務を行った時に、お客様からの照会で記録を確認した際や上司等に話を聞き知りました。	全体でスケジュールを組んで早期に整備を行う必要があると感じていましたが、私が採用になった時期は、新法への改正時期と重なっていたため、制度改正・処理要領の改正等による新たな業務の対応に追われ、当時の職場の状況では全体での記録整備の対応は困難であったと感じました。私自身としては、少しでも正しい記録にするために、お客様からの照会・届出書類を審査処理をする際に判明した時など、本人への確認・届書の提出依頼を行い関係課にも連絡をしながら整備を行ってきました。 この問題についての反省点として感じているのは、機械切り替えの際に、確認できた紙台帳の記録を正しく登録していなかったこと、確認できた記録であれば一部の記録でも登録すべきだったことが一番の反省点であると感じています。また、機械管理開始までの間に全ての紙台帳の記録を登録しなければならない状況のなかであったと思いますが、登録できなかった不備記録も含め、機械管理開始以降も継続した登録・整備を行っていなかったことも反省点ではなかったかと思います。氏名・生年月日が登録されていない年金番号の窓口装置からの検索システム等が
7169	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	現状として、ねんきん特別便を送付して記録のもれを確認してもらっているため、機械上の手帳番号の記録と台帳の記録を再裁定の処理チームとは別に設置して確認するチームを作る。そして、記録の相違があったときは、正確に記録整備を行い、窓口や電話ですぐに確認ができる記録にしておかないといけない。そして、一定の周期でお知らせを送付する。 積み重なった統合されていない年金番号が多数あるため、簡単にはいかないと認識している。一件一件確実にしていくことが大事であると思う。	年金記録問題を知ったのは、この問題がわかったときにはじめて知った。 それまでは、記録は正確なものと思い働いていたため、年金を受けている方には大変影響のあることだと感じた。 早急に今の記録以外に、本人の記録がほかにあるのであれば記録を結び付けていかなければいけないと認識している。記録を管理する側としてあってはならないことである。	来所や電話されるお客様の申し立てをしっかり聞いて、まずその場で自分でできる考えられるであろうリカバリの氏名索引や会社名からの検索をしっかり行い、そこで不明であれば照会の申し出の提案をしている。 現時点で見たときに、当時は紙台帳により確認をして裁定をしていたため、ある記録も見つからなかった経緯があると感じている。その当時の技術はFAXもなかった時代もあるときくため、技術が追いついてなかったことがあると思うが、台帳への正確な記載や機械化するときの正確な入力および台帳の保管がなされなかったことが問題解決をのばしていると感じている。
7170	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません。	地道に一件一件記録の調査や整備を行っていくしかないと思います。	基礎年金番号以外の記録が存在するのを知ったのは、採用後(H15年4月)すぐです。その時は年金給付課に所属していましたので、年金請求時や窓口相談時に記録の統合を行えばいいと思っていました。 その後記録問題が公になってからは、一日でも早く正しい年金記録にしなければいけないという意識を持っていました。	とにかく窓口相談時には必ず記録を確認し、ほかに記録のもれがないかどうかを積極的に確認していました。 この問題の反省点は、年金記録に関する職員の意識の甘さだと思います。オンライン化する際、名前や記録の入力誤りなど。 もうひとつは基礎年金番号導入時にすべての記録を統合できなかったことです。これは国民の皆さんから基礎年金番号以外の記録がないかどうかの回答が得られなかったことも大きな要因だと思います。
7171	地方庁	その他(社会保険事務所)		昔も今も法律が複雑で理解をするまでに相当な時間を要するためまず職員の全体的な専門知識の向上をしなければ、現在の職員数や知識では解決はできないと思います。担当課以外の知識も持っていないと効率が悪くなります。結果的に書類は受理しても不備だらけになってしまい、お客様に二度手間、三度手間をとらせてしまい苦情にもなりやすく時間がかかってしまっていま	宙に浮いてると言われる手番の記録、標準報酬の改ざん、WMに記録を移行する際の数字の誤り等。	手続き時の確認不足はあると思いますが、それは職員とご本人様と双方に言えると思います。あとは法令遵守のところですが、自分も含めて法律の理解が甘く、知らず知らずのうちに法律を守れていない。
7172	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	オンラインで管理されていない記録を、すべてオンライン化する。	基礎年金番号が導入されてから、何年か後に国民年金課に配属された時に、特に若い方たちで、基礎年金番号以外の番号の登録手続きをされていない方がずいぶんいるなと、思いましたが、オンライン化されている記録しかないと思っていたし、年金手帳に番号が書いてあると思っていたので、被保険者からの届け出があれば、どの記録もスムーズに登録できるものと思っていた。 まさか、年金を既にうけている方々の中に、あんなに大勢記録がもれている方がいるとは、問題になるまで全く知らなかった。また、オンライン化されていない記録がたくさんある事も知りません	基礎年金番号が導入された時に、基礎以外に番号を持っている方々への、基礎への登録手続きの広報が行き届いていなかったり、とにかく今まで年金に対して、誰もが無関心すぎたと思います。義務教育のうちに年金教育をきちんと受ける環境を整えていくべきだと思います。 既に、年金を受給されている方たちの漏れている記録については、速やかに調査し正しい年金額を受けてもらえるように、今後も優先的に対応していくべきだと思います。
7173	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	(6)で回答できる問題はありません。	厚労省以下社会保険組織の三層構造による組織上の問題、また職員の住民サービス意識・法令順守意識の欠如など個人的な問題、ひいては年金制度自体の欠陥・不備を放置したことによる行政上の問題などが複合的に引き起こした問題と考えています。職場に採用後、職場の先輩の話や組合活動の中からの情報、新聞報道等メディアの情報を総合的に判断し、そのように考	自分にできることは、業務マニュアルに基づき法令順守を徹底し、正確・迅速な処理を心がけること。自分の担当する業務の範囲内で、業務で接するお客さまに不信感を与えないような対応を心がけました。
7174	地方庁	その他(社会保険事務局)			私が問題の存在を知ったのは、始めての年金給付業務についたときでした(平成12年) これは、あるお客様の記録と思われる と思っても、お客様本人が思い出せないときがあります	とにかくヒントのようなものを含めて、お客様に聞いてみました 都内の地図に指で示してもらったりもしました 当時の連絡が取れる同僚がいるかなど、聞いてみました 本人が年金手帳を持っていれば一番助かりますが、持ってないときは当時の会社名、会社住所等で判断します ですが、本人があまり思い出せず、判断に難しいときがあって双方で困ってしまいます 昔は古い記録には被保険者住所の登録がなく、制度的に仕方がなかった部分もあると思います。 『記録はお互いに確認しあうもの』と思います(社会保険庁とお客様) 年金記録の通帳はプライバシーなどに気をつければ、良いものだと思います
7175	地方庁	社会保険事務所課長級以上		1まだ開かれていない力セット収録記録を早急にオープンすること。 2遡及全喪記録をすべて訂正する。	1昭和50年代は徴収率がすべての問題に優先するという認識が社保全体の認識であったと思います。その中では、個人がどんなに疑問を持っていたとしても無力です。	せいぜいできることといったら、遡及全喪はしないといったことぐらいでした。そのために、徴収率が上がらないと上司から叱責され、冷遇されました。 労働保険と加入条件を同じくし、届出を一本化することが必要です。
7176	地方庁	社会保険事務所課長級以上	無いと思います。	どなたのものか、はっきりしない記録はご本人様に確認することでしか確認できないものと思います。ご本人様の記録かもしれない記録があるにもかかわらず、ご回答を頂いていないお客様に対して、電話照会や個別訪問を強化することで、記録確認していただかなければならないと思います。	お客様が納付されていた年金記録が、100%受給額に反映されていないことが大きな問題だと思います。 マスコミ等で年金問題が報道されたとき。	過去の記録を思い出していただくのは、お客様の記憶に頼るしかないので、できるだけ社会保険庁の記録を洗い出し、お客様に少しでも多くの情報を思い出していただけるように、心をこめて対応しました。 行政として、年金番号は1人にひとつであること、年金手帳は転職しても同じものを持ち続けることなどを、もっと広報し、お客様にも年金番号の大切さをもっと認識していただけるようにアピー
7177	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げておりません。	全職員一丸になり年金問題に取り組む。	マスコミなどで取り上げられるようになってから・・。	基礎年金番号導入時よりもっと積極的に手番統合をしておけば良かったのではと思います。
7178	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	地道に調査をする。	大変重要な問題と認識した。問題の存在を知ったのは、数年前である。	問題の重要性を真摯に受けとめ、真面目に対応しようとした。 この問題については、年金記録のシステム改善なり、対応の遅さが反省点として挙げられると思
7179	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	現状を十二分に把握するとともに認識し、早期解決にむけ最善の努力を惜しむことなく年金記録業務に着手していくこと以外ないと思われます。	大変大きな社会的問題であるとともに、国民の皆様に多大なるご迷惑をお掛けしていると十二分に認識しております。またこの問題の事実を認識するにいたった時期につきましては、3年前くらいであると認識しております。	現時点において自分でできる最善の努力をするよう対応しようとしました。また、この年金記録問題は、基礎年金番号導入時において整備をおこなうべき問題であったことおよび国民の皆様への年金に関する周知の低さがこのような問題を引き起こしてしまったことが反省点としてあげられるのではないかと思われます。
7180	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	広報を充分におこなう。	国民の年金権利にかんする重要な問題、国会でとりあげられてから。	年金相談時において確認を充分おこなうように注意する。氏名検索時において旧姓やよみがな違いを考慮すべきであった。
7181	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		統合されていない記録については、お客様一人一人に対して、丁寧に調査し回答する。 少しでも疑わしい記録が判明した場合は、できる限り思い出していただき1件1件統合し、減らしていく。	年金記録問題について、最優先課題とし、職員一人一人が自分の問題として認識し、少しでも早い解決に向け、一丸となって取り組む。 マスコミ等で騒がれたとき、問題が存在することを知った。	お客様の年金制度に対する信頼回復に向け、事務所支援、窓口年金相談、出張年金相談、期間調査等に、取り組んだ。 この問題について、各制度の記録を、それぞれの番号で管理していたことからおこったと思う。 また、年金制度について一般の人に周知されておらず、制度がよくわからないというお客様も多かった様に思う。
7182	地方庁	その他(社会保険事務所)		特別便または定期便の回答を地道に調べていくほかないと思います。		
7183	地方庁	社会保険事務所課長級以上		現行の方策で結構だと思います。	事務処理の多くの過程で確認が不十分だったことにより、大変大きな社会的損失を招いたと思いました。 無いと言われ続けていた方の記録が発見されたことが話題になった時に知りました。	少しでも早く多くの人の記録が適正化されるよう業務に取り組みました。 届出の適否も含め完全に正確な記録を保持し続けるけるのは困難なので、制度の創設時から、定期便のように本人に確認の機会を与え続けてこなければならなかったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7184	本庁	その他(本庁)	ないと思われます	まずは現在行われている方策を地道に行っていくことだと思います。その中でどれだけ効率化できるか、正確にできるか模索していくことが重要と考えます。 今ひとつ思っていることは、処理を行っている中で処理方法がわからない(特に調べたり人に聞いてもなかなか解決策がわからない)案件にあたるとそれにかなりの時間をとられてしまうので、「困難案件」の集約とマニュアル化がもっとすすむとよいと思います。	氏名等を登録する際のいい加減さ、新規裁定時の確認不足、基礎年金番号の導入の遅れ(そもそもの記録管理方式の見通しのあまさ)、社労な記録管理等々理由は様々だと思いますが、これらがまねいた基礎年金番号への記録の統合漏れまたは収録された記録そのものの誤りと考えます。 入庁時に再裁定の係に配属となりましたので年金記録の統合もれがあることはその頃知りました。ただしこのように規模の大きい問題であることをしったのは、報道を通じて知ったと思いま	再裁定を行う際は、早く正確にできるように考えながら行いました。また、誤った裁定処理をしてしまわないよう年金の知識の習得に努めました。 事務所にいる際は、裁定請求書を受け付ける際に、窓口で記録の確認を必ず行う、かつ丁寧に行うよう努める、厚年の取得処理等を行う際には、正確な処理を行う(氏名の漢字等)といった基本的な処理を丁寧に、緊張感をもって行うよう努めました。 制度ごとに記録を管理していた時代が長すぎた点が悔やまれると思います。
7185	地方庁	その他(社会保険事務所)				
7186	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	人員を増やしてとにかく早急に解決する。	特に意識することなく、世間で騒がれるようになってから知った。	計画性の無さが大きな原因だと思う。
7187	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	これまで以上に時間と人力を費やして、、一人ひとりの記録確認して解決していかなくてならないと考えます。	報道で知ったことが初めてであり、被保険者にすれば保険料を支払ったものであるため、時間はかかるが解決していかなくてはならない。	事務所に送られた特別便等を、処理していくこととお客様に説明とおわびをしていくことしかできなかった。 膨大な記録を早急に対処していかなくてはならなかったことではあるが、初期対応が十分に練り上げられないままに、記録問題を解決していこうしたことが、かえって時間がかかっていると思
7188	地方庁	その他(社会保険事務所)		その地域に精通し、経験が豊富な職員がいなければこの問題の解決は困難と考えています。なぜならば、厚生年金では本人の記憶が曖昧であることが多いこと(働いていた店などしかわからない等)、国民年金では、当時台帳の記入においてローカルルールがあったようで、その当時を知らない職員が見ても、なかなか解決に結びつかないためです。ただ人を増やせば解決できる問題ではないと思います。地域事情に詳しい現職員の活用やOB職員の協力が必要不可欠であると考えます。	本人の将来に大きな影響を及ぼす大変重大な問題であり、職員として最重点課題と認識しています。記録問題については、昔からそうですが、なかなか本人が年金に加入していたことを知らないことから、事業所の取得届などの処理において新たに新規の番号を付番せざるを得ないこともありましたが、最終的に年金請求時には加入記録を確認するので、その時点で整理できるものと考えていました。	各種年金加入届けの処理において、他に番号が存在しないかを重点的に確認し、複数の番号を保有しないよう業務を行っています。当時の状況として社会保険庁として未統合記録の整理に対する認識が甘かったのも事実だと思いますが、届出者である事業所や本人の確認が不十分な点も多々あります。今後このような問題を二度と発生させないためにも、社会保険庁として正確な業務を行うことは当然のことですが、届出者である事業主や本人の正確な届出も必要と考えています。
7189	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金給付課在籍中、受給権発生前の者については手番統合が進んでいないとの思いはありましたが、受給者についてもこれだけの問題があったことには驚いています。支払うべき年金を支払っていなかったこと、またそれが判明しても支払まで相当な時間を要すること等受給者をはじめ国民の皆様に申し訳なく思っております。	当時より裁定請求の際には慎重に記録確認を進めてきましたが、年配の方等ご自分の経歴を思い出せないことも多いため、難しい面もあったように思います。
7190	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。		年金問題が国会で話題になった時。年金制度にかかわる大問題であると思った。	お客様の声に耳をかたむけ、ひとつひとつ解決するしかないと思いました。
7191	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	一律に救済できることを実施する。 今まで以上に人員を増やし、記録問題に取り組む。	年金記録問題についての認識は、低く、年金記録問題の存在ということに意識がなかったように思う。	長年にわたる記録問題を一気に解決することは困難で、皆様にご理解をいただけるよう真摯な態度で仕事を行なう。
7192	地方庁	その他(社会保険事務所)	特段の認識はございません。	問題解決に要する業務量を精確に数値化し、問題解決期限までの所要人員数及び予算を充分に用意することが緊要であると思われます。また、問題解決に向けた意欲ある職員を多く登用することが肝要であると考えます。 今までのように、人員も予算もない中で、通常業務と兼務しながら、当該問題の解決を図ることは到底できないものと感じます。 なお、業務精度及び業務効率を職員の能力や労力によって担保するのではなく、オンライン・システム等の有用性(あいまい検索が多様な条件設定によって可能である等)によってこそ、これを担保すべきであると強く思います。	先ず、年金記録問題をマス・メディアの報道を通じて知ることに至ったことは、職員として大変残念なことでした。また同時に、社会保険庁は業務上で抱えているリスクについて検討・対処する能力が欠落しているのではないかと大変不安に感じました。 年金記録問題は、「社会保険庁の職員の怠慢に因るもの」と弾じられることが多々ありますが、問題の所在は組織としての業務遂行能力であり、職員個々人の責任を問うことによって解決する問題ではないと考えます。 全うな組織が至極当然に保有している、提供すべきサービスの水準は如何なるものか、提供すべきサービスの水準を維持しまた高めていくために如何なる情報管理システム及び業務体制を要するのか、といった観点を欠いた社会保険庁の引き起こした問題として認識しております。 尤も、かかる問題を解決し、失われた信頼を回復し得るのは現職員であるとの使命感を強く感じていることは言うまでもありません。	私は、私の持ち得るほぼ全ての時間を業務に費やし、年金記録問題の解決に努めました。連日の深夜勤務・毎週土曜日の出勤・代休の放棄等、私的な時間を減して、業務遂行に力を注いできました。 事務所(現場第一線)の職員としては、所与の条件(システム・体制)にてお客様に対応するしかなく、業務処理量を増加させるためには長時間労働しか方途がなかったからです。 しかし、かかる努力に対して社会保険庁が充分に報いることはありませんでした。組織目標に向けて努力する職員を大切にし、造り甲斐のある職場環境を作ることが、社会保険庁(日本年金機構)の業務遂行能力を飛躍的に高め、年金記録問題は勿論のこと、今後の業務課題へも果敢に取り組んでいける組織を創ることに繋がると考えます。 頻繁に言われるように、組織にとって最も大切なものは構成員のモチベーションだからです。
7193	地方庁	社会保険事務所課長級以上	年金手帳番号を2重払い出ししており、2人の記録が入り混じっている事例がある。	年金裁定時に、WMに収録されている記録を名簿で確認する。		
7194	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に、現在言われているもの以外はありません。	ある程度の時間と、人手を投入して正確な処理をするべきだと思います。 常に時間に追われた状態での仕事では、やはり誤りの発生率も増える元だと考えます。	重大な問題であり、そのような処理がされていたこと自体が意外といった感じでした。私の知るかぎりでは、皆正確な処理を心掛けていたし、法令に違反するようなことはなかったとおもいます。 この問題の存在を知るようになったのは、マスコミ報道にあがった時になると思います。	膨大な量の記録を正しくするには、やはり1件づつこつこつと、丁寧に処理していくしかないと思います。早くすすめることも、大切ですが、それでまた間違いをおかすより、じっくり調べたほうがいいとも思います。 実際その仕事を熟知した人が、処理の方法とかを考えていたのかどうか疑問です。これからは、実際の現場を知っている人の意見を取り入れて最良の方法を考えていくべきです。
7195	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	複数年金の受給権者の場合、書類を同時送達をしても現存者の障害と若老は審査課で、他の年金は他課で処理をするため未処理の書類保管が別々となり、選択処理等の関係で処理のスケジュールの調整をしなければならないが、進捗状況が異なるため、連絡を取り合い随時引き抜いて対応している。したがって、処理に時間を要している。	現存者の障害と若老は審査課というように担当課を区別するのではなく、障害年金経験者を再裁定専門の部署に配置し、他の書類と同時に審査・処理ができるようにした方がいいと考えます。	報道されるまで、記録は正しいことが大前提で仕事をしていた。	問題を先送りにしてきたこと。
7196	地方庁	その他(社会保険事務所)	他には存じません。	未処理書類をできるだけ早く処理してゆくことが大切かと思われます。 また、日々来所されるお客様の待ち時間に影響しており、店頭の見直しをしてゆかなければいけないと思われます。	国民にとって年金は生活の糧であり、まて老人を抱える家族にとっては、自分たちの生活を脅かすことでもあります。 一人でも多くの方の話を聞き漏れを改定してゆかなければいけないと思いました。 存在は、一般の報道があって知りました。	窓口相談員として、自分の受け持っている仕事を早く終了させ再裁定処理に従事するよう心掛けています。窓口の一件一件は、大切な処理であり、そこで漏らすことはできないからです。 ・窓口処理をはやくすること。 ・来所するお客様を減らすこと。 ・外活をすることにより簡単な質問や処理を行ってゆくこと。
7197	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	一部の人、担当課だけでやるのはなく、事務所全体で日時を決め記録照会の回答に取り組み、他社保からの照会についても一日でも早い回答をし、国民の皆様に少しでも早い回答が出来るような体制を作れればよいと思う。	今まで支払ってきたはずの年金が自分の記録に反映していないということは、絶対にあってはならないし、あるはずのないことである。 過去に勤務していた事業所が記録になかったり、国民年金加入時に納付してきた保険料が記録に載ってなければ不安にもなり心配にもなる。 自分が支払ってきた保険料が老後の支えになり、生活に関わってくるので非常に大切で重要な記録だが、その記録に不備があったので、国民の皆様を裏切り信頼をなくすという重大な問題である。 この問題を知ったのは4．5年前だと思う。	わざわざ事務所の窓口までお越しいただくため、一度で記録に不備がないか等の確認が出来るように、現時点で分かっている記録をひとつも逃すことなく確認し、少しでも記録の漏れの恐れがありそうな場合はとくに細かく情報を聞き出し正常な記録になおすよう心がけました。 年配の方は古い記録をなかなか思い出せないことがあるため、こちらでわかっている情報を丁寧に分かりやすく説明しました。 入力漏れや入力ミスは2重3重のチェックをしていればしっかり気づくことも出来るし逃すこともない。もし間違いが見つかればすぐに訂正することが出来る。面倒ではあるが、当然のことであり、やらなくてはならないことが出来ていなかったのではないかと思う。
7198	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	分かりません。	とにかく職員を増やしてほしい。時間に余裕がないと法令の勉強もできないし、処理についても色々なケースをふまえた判断や確認が困難です。また、新法が発足してから20年以上経過している現在、旧法に精通している方が職場にいなかったりして、判断に苦慮するケースがあるようです。職員を増やして、普段の仕事に差し支えがないような環境にして研修を実施するとか、旧法に精通している専門官のような職員を各職場に配置する等、まず、法令や処理を全職員が理解する方法を考えないといけないと思います。	氏名の読み仮名が登録されていなかったり、誤って登録されていたりした記録があることを知った時、この記録はどうなっていくのかと考えたことはありました。何時頃かは憶えていません。	氏名検索をする時や、原票等を調べる時に、自分の考えられる範囲でできるだけ色々な方法で調べました。その当時はそれが精一杯のできることだったので、反省点はありません。
7199	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません。		国民にとって年金は生活するうえで、とても重要なものです。 私たちは、国民の皆様が安心できるよう、早期の解決に努めなければならないと考えております。 年金記録問題を知ったのは、相談員としての仕事に携わることになった、平成16年頃です。	判明した記録について、慎重かつ着実に処理をするよう努めております。 本人確認せず、本人の申し出だけに基づき年金手帳の発行をしたため、一人に対し多くの手帳番号が存在してしまった。 (氏名、生年月日を偽って申し出しているケースが多くある。)
7200	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			制度設立当時からの制度や組織運営上の問題点(労働組合の幹部が地方の社会保険事務局や事務所の幹部になっているケースが非常に多くみられ、管理者の管理機能が働いていなかった等)が永年にわたり積み重なって起こった問題であると思います。 これらの問題の存在を各種の報道により初めて認識しました	これまで以上に業務に対し真摯な姿勢で取り組み、法令に対する理解を完全なものとし、法令順守を徹底していこうと考えました。 また、過去の労働組合の姿勢(お客様より自分たちの労働環境)ではなく、お客様第一の姿勢を共通の認識として持たなければいけないと考えます。
7201	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない。	オンラインに登録になっていない記録があります。たぶん、亡くなられている可能性の高い方の記録だとは思いますが、オンライン上にすべて登録すべきと思います。 統台帳とオンライン記録の突合については、現実に不一致のケースもあるため、実施すべきと思います。	まず、5000万件の未統合記録については、そんなに件数があるとは知らず、報道により知りました。特に受給者の記録については、きちんと整備されているものと思っていました。 そもそも、オンライン記録については、ほとんど正確に登録されているものと思っていました。また、万が一記録に不備があっても、年金の裁定請求に相談に来たときに、本人と一緒に確認をし、正しい記録に訂正すればいいと思ってました。持ちの姿勢に問題があったと思います。	相談に来てくれたお客様については、きちんと記録を示して確認をしていただきました。旧台帳の記録で本人の記録と思われる方については、電話等で確認をしていただき、再裁定の手続きをお願いしました。 反省点としては、まず、本人に対して、年金についての情報の提供がいままでなかったことがあげられます。 また、総合調査を確実に行っていく必要があります。調査については、事業所から届出漏れがあり、今後新たな年金問題を出る可能性があるため、確実に実施していく必要があると思います。
7202	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	本人の記録である可能性の高い記録がある方には何度も勧奨すべきだと思う。	平成9年4月に国民年金の担当になったとき、基礎年金番号になっていない番号があることを知った。当時、同一人物のものと思われても、本人からの申し出がなければ統合できないと上司に言われた。裁定請求までに統合できればよいと言われたのを記憶している。手番が5千万件もあると知ったのは平成19年です。	基礎年金番号が導入された際、特別便のような年金記録を送付して、手番統合の勧奨すべきだったと思う。また、被保険者から問か届け出があった際に本人のものである可能性高い記録があれば、もっと勧奨すべきだったと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することをいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7203	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	わかりません。	記録問題がここまで大きくなった原因は主として次の2点だと思います。 1、年金制度について、実際に手続きをする事業主や被保険者の方に広く知られていなかったこと。(年金番号は転職しても継続する。離職したときは国民年金に加入する。免除制度がある。など) 2、社会保険事務所で年金記録を扱う担当者の年金制度に対する意識が低かったこともあると思いますが、制度設計を理想どおり遂行していくことは昔の体制ではかなり困難ではなかったかと思います。(意識向上のための積極的な教育もあまりされていなかったと思います)	被保険者や事業主に対して説明の機会があれば年金制度のしくみを正しく理解していただくよう地道に努力をしてき増した。 反省点としては、職員の意識向上のための具体策が無かったこと、年金制度について、より広範囲への広報(マスコミ等の活用など)を早い段階で行ってこなかったことだと思います。
7204	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	全てのお客様に、社会保険庁で管理している記録を提示し、ご確認いただき、それに基づき調査回答する、ということが必要だと思います。	社会保険庁で管理している年金記録を、ひとりひとりのお客様に定期的に詳細にお伝えしてこなかったことによっておきた問題だと認識しています。	ひとりひとりのお客様に、現在社会保険庁が保持しているデータを開示し、丁寧に説明することが、お客様対応をするうえでまずはじめに必要なことであると考えています。 反省点としては、ひとりひとりのお客様に年金の記録を定期的に詳細にお伝えしてこなかったことが挙げられると考えています。
7205	地方庁	その他(社会保険事務所)	事業所記号等が戦前の地区名(赤坂区や向島区など)等はコンピュータ上、事業所名を含めた記録表示はできません。	お客様との信頼関係により、文書での回答票をもって当時の記録の回答としていただければよいのではないかと考えます。	平成9年、基礎年金番号が導入され、全員に通知された際、二重符番された方や他手番を持っていらっしゃる方が多く、さらに、ご連絡さえいただけていない方が多くいらっしゃると思われました。	当時は、何年かに一度基礎年金番号のお知らせや、他手番をアンケート方式で全国規模で調査をするのであろう、と思っていました。また、当時は事務所の一職員が全国規模の業務に意見を述べる場は無かったと思います。
7206	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	今年度から始まった定期便のように、自分の記録を常に確認できるようにすること。 年金制度に対する理解を深めてもらうこと。	自分自身は平成9年1月以降に二十歳になったので、基礎年金番号の手帳しか持っていないので、マスコミで取り上げられた頃まで、特に認識はなかった。	基礎年金番号制度を導入した際、多くの手帳番号があったことは分かっていたはずなので、制度が変わる際、市町村の協力を得ながら周知をすべきだったと思う。
7207	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録の判明のより、再裁定を提出いただいた後、支払い決定までの期間が 七ヶ月程度の案内をさせていただいていますが、実際の決定支払いまでは、一年以上を要しており、特に複数の年金を受給している場合は、一年半以上かかっているのが、現状です。	支払いの決定を急ぐためには、添付書類の簡略化、並びに支払い方法の変更の一考と思います。	年金記録問題については、当初マスコミで取り上げていた時は、ここまで大きな社会問題になるとは予想していませんでした。職歴が多く番号を複数持っている方が記録の統合をしないまま、受給年齢を迎えることは、まえから認識していましたが、年金裁定時に統合決定すればよいと思っていたため、特別便の 送付で、国民の反応が社会保険事務所に現れたときです。	特別便の対応が、各社会保険事務所により異なり、記録判明の「再裁定」を提出する添付書類においても、手探り状態で、結果書類の不備で返戻も多く、支払い遅延になる悪循環です。 当初、記録判明による迅速な給付をするため、職員が遅くまで一丸となって取り組みましたが、それ以上に、国民からの支払い遅延に対する不満の声、並びに、信頼を失っていることは事実です。 記録問題と、組織の改革は別の取り組みのはずなのですが、膨大な事務量を複雑な年金のしくみのなかで、大変困難なことと思います。 今後は、よりいっそうわかりやすい年金のしくみに変更することも必要と考えます。たとえば、無
7208	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		約5年前から社会保険事務所で勤務していますが、実際に問題を認識したのは数年前からです。 こういった問題について最初は正直ピンと来なかったのが正直なところです。	窓口や電話での対応の中で少しでもお客様の不安を解消できるよう時間をかけて対応しました。
7209	地方庁	その他(社会保険事務所)	私は庶務・会計業務ばかりを経験し、実務経験が乏しいので、現在行っている年金記録にかかる作業以外のことは分かりません。	今となっては、当事者誰もが納得できる正解を見つけ出すことは不可能なので、問題の早期完結を求めるなら、明らかに整合性がない申し立て以外は支給対象とする。	年金問題としてマスコミ等で報道されるようになってから知ったことだが、今作業をするなかで、昔の手管理の処理方法では起こり得ることだと思いました。	今改めて古い記録を思い出してもらい、かつ、回答まで随分お待たせしているのだから、出来るだけ対象者に分かり易く説明した回答を出す努力をしまし た。 反省としては、社会保険制度ができ、保険料を徴収し始めた当時は、社会保険庁組織全体の認識として、支給は数十年先であること。度重なる制度改正で支給時において計算しないと受給額が分からないこと。受給者となってからしか言ってこないとし、「記録管理」を重要視していなかったことが、今の現状を生んだと思います。
7210	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	特になし	特になし
7211	地方庁	その他(社会保険事務局)		職員の問題解決に向けての意識だけではなく、国民の皆様のご協力は不可欠だと思う。	入庁後、基礎年金番号が導入されたため、未統合手番が多く残っているのは知っていたが、未収録の手番や氏名もれがそこまで多いという認識はなかった。	年金裁定時には本人の記憶している限りは手番統合・期間照会を行っていたため。また、年金相談や国年の納付相談等の来所時には、できうる限りの手番統合は行っていた。
7212	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録問題以外は知りません。	厚生年金・国民年金の記録調査等を迅速に行えるシステムを構築し、早急にお客様に記録を知らせらるようにすること。		記録問題解決に向けて全力で一人一人に専門用語等を用いないで親切・丁寧に説明し、お客様の記録に結びつくような対応を行うようにした。
7213	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		61年頃より、重複番号が多数あることは認識していた。手帳の確認により、少しずつ解消されていたように思います。在職老齢年金の関係から、故意に別番号を取得した人もいたような気がします。ただ、その人たちについては、その時点で、解消されたと思います。 国民年金の台帳のマイクロ化に伴う廃棄については、庁の方針ですすめられたと記憶していますが、当時、反対しても受け入れられませんでした。	本人の無関心と、記録の管理体制ができていなかったことによると思いますが、社会保険事務所からの進達が適正に処理されなかったのは、当時の業務センターの怠慢だと考えています。
7214	地方庁	社会保険事務所課長級以上			国民年金記録記録について市町村の記録と一部相違があったり、特殊台帳の記録が漏れていたりしていることを平成8年頃国民年金担当課に配属されているときに知った。 しかし、その当時は市町村に照会したり特殊台帳を確認して、適宜訂正していけばよいのではないかと考えていた。また、周りの先輩方や同僚たちもそんな雰囲気であった。	平成14年頃国民年金の納付が市町村から国に移るときにこのままではよくない、今訂正しなければ市町村の台帳が廃棄されてしまい記録を訂正することができなくなると考え、たぶん上の者に話したと思うが当時は、14年改正の関係で、業務が煩雑なときでとても手をつけるどころではなく仕事が落ち着いたときに行えばよいと思いまたそういう話で終わってしまった。 現時点で考えると国民年金の記録がきちんと管理されていないことは長い間をかけて積み立てていく制度を思えば最低限の話であり、なんどもなんども複数の目で確認し何重にも点検しサンプルを抽出して再度べつの部署でも突合していくべきであると考える。
7215	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金特別便等のフォローアップ同様に手番で残っている人と同一と思われる方に、文書照会や最終的には戸別訪問等で確認を行う。	手番を多数持つ方が手番等が分からなくなったために、未統合の手番が残りお受けいただいている年金に結びつかなくなっている。 5年前ごろ。	窓口や電話等で対応させていただいたお客様に対して、できるだけ詳しく話を聞き記録の統合につながるよう努めた。 基礎年金番号導入時の被保険者さま宛の通知に、基礎番になった手番以外の手番があれば回答いただくことになっていたが、一般の被保険者の方には理解しがたい(見落としやすい)内容だった点が反省点かと思います。
7216	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	再裁定業務について、現状各所支援のご尽力もあり未処理件数が減少傾向にあるが、簡易な書類から処理を行ってきたため、今後はより専門的知識を要する高度な書類を行っていくことが必要になると思われる。その中で、来年以降現在所属している職員が異動し、専門的知識を有していない職員が新たに配置されると、一時的に処理件数が減少してしまうことが懸念される。	専門的知識を有する職員を養成すること。そのためには、現在所属している職員が意識(事務処理方法など)を統一して、それにあたることが必要だと思われる。	今現在だけでなく過去からのことだと思うが、組織の連携が足りなかったため、統一された事務処理を行うことができなかったことが問題ではないかと認識していました。これは記録問題に直接かかわらない部署であっても存在する問題なのではないかと以前から思っていました。	再裁定業務において事務処理を統一するため、各課の現時点での相違点を挙げたうえで統一しようと対応しました。現時点では各課がこれまでの事務処理を変更することは思ったほど簡単なことではないことであると痛感しているところであります。各課でコミュニケーションをとり情報の共有化が十分に行われていないことが反省点として挙げられます。
7217	地方庁	社会保険事務所課長級以上		基礎年金番号が始まる以前においては、国民年金手帳記号番号と厚生年金手帳記号番号の、最大でも1人2つを超える数の番号を持っていることはありえないことが前提であるところ、それをはるかに越える数が存在していたことがそもそもの問題であると考える。 結局、多数の番号を持っている当人ですら自分がいくつの番号を持っていたのか分からないという現実がある中で、この間の「住基ネット」、「漢字カナ変換」等を活用して案内を行っているところであり、そのアイデアは出尽くしている感がある。 数十年に渡る事業の積み重ねおよび延べ数十万単位の(市町村を含む)職員が携わってきた結果であるならば、最終的に解決するには(知識のある)職員増による戸別訪問等による人海戦術しかないと考える。	納めていただいた保険料が給付金額に結びつかないという問題。 今回の記録問題が顕在化したとき。	とにかく、届出のある記録照会申出等一つ一つに対する正確な完結。 本人からの自主的な各種届出、特例納付や追納制度等複雑な制度であることや周知広報があったとしても、一般の方にはなかなか理解し得ない仕組みとなっていること。 (厚年)取得届、喪失届の年月日や算定基礎届の金額等が本当に正しいものであるのかどうか検証する手段がないこと。
7218	地方庁	社会保険事務所長	○記録回復により減額となるケースの対応 (例) ①障害・遺族厚生年金受給者で、厚生年金記録判明による年金額について「加入期間の追加」のメリットよりも「平均標準報酬月額の減少」によるデメリットが大きいケース ②配偶者の厚生年金記録判明により加入期間が20年以上(35歳以上15～19年以上含む)となるが、受給者本人の加給年金が支給停止(遡りも有り)となり、結果として配偶者の「加入期間の追加」のメリットよりも受給者本人の「加給年金の停止による返納」などのデメリットが大きいケース以上のケースでは、 イ本人が減額・返納について納得している ロ本人が納得していないが、すでに減額・返納済である ハ本人が納得できず申出・届出を放置している ニ今後発覚する可能性 などの状況が現実的に考えられるが、記録問題を解消することを前提とした場合に、受給者等にとって「負の解消」となる具体的なケースについてあまり知られていないため、今後、こういったケースの対応について整理する必要があると思います。	○記録問題の解決を「本人の申出」を基本とした場合、上記のハについては、申し出がなければ減額・返納のメリットが発生せず、イ又はロのケースと比べ問題が生じる。今後発生するニのケースも含め共通の対応を再度徹底する。また、減額・返納条件を限定・緩和するなど、場合によっては「特例法」の制定も必要であると考えます。	○いわゆる現在の「年金記録問題」として知ったのは、「5，000万件」の問題として公表のあった平成18年6月当時。 平成9年1月の基礎年金番号導入までは、制度ごとに番号が払い出され、また手作業業務が多く、オンラインシステムが完全に構築されていなかったため、「期間調査」や「年金裁定請求」時などに別番号の記録が判明することが多く、番号統一やシステム構築・改善が必要であると感じていました。基礎年金番号導入以降は、導入時の「名寄せによるお知らせ」実施や「疑重複確認」などのオンラインシステムなどが構築されたため、一定整理できており、最終的には「年金裁定請求時」での職歴確認で対応できるものと考えていました。	○年金給付課に配属されていた期間が長かったため、「年金裁定請求時」に本人の職歴確認とオンライン記録の照合に重点を置くようにしました。 今回の問題の反省点としては、 ①制度的には基礎年金番号などの統一番号の設定が非常に遅れたこと ②業務的には記録管理にかかる手作業業務について、システム化が遅れたこと。また、オンラインシステム、基礎年金番号導入後は、記録確認業務を早くから段階的に実施すべきであった。 ③広報施策としては、「基礎年金番号導入以前は制度ごとの番号であったこと」、「勤め先が変わっても番号は変わらないこと」などについて、十分な周知広報が行われていなかった。 ④職員意識としては、基本的にプロ意識が薄れていた。これは当時の職員団体だけの責任ではないが、早くから優秀な職員の採用、教育を行い、「人事評価制度」、「試験制度」、「昇格・降格人事」、「人事の全国展開」などを早期に実施するべきであったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7219	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	お客様が、ご自身の年金記録を確認しやすくするための情報提供をする。 お客様からいただいた情報を元に記録を探し出すための様々な方法をみんなで共有するためにマニュアルを作成する。 市町村の台帳や払出簿などの昔の紙台帳の電算化を早急にすすめる。	以前は、それぞれの制度で番号を払い出していたため、基礎年金番号に登録されていない番号が残っているのはやむをえない部分もあると思うが、機械管理ができなかった時代だったとはいえ、名前の登録がいい加減であったり、納付記録がもれているような記録があるとは思えなかったため、どうしてこんな問題がおきたのか信じられなかった。 記録を確認してみると、現実にこちら側に落ち度があると思われる記録があると(マイクロは納付になっているがWMは未納など)お客様にとっては、年金の支払額にかかわる重大な問題と思われた。 このような問題が存在することを知ったのは、年金問題が報道されるようになったころ。	来所していただいたり、電話などで問い合わせいただいたお客様について、もれていると思われる記録について、氏名や会社名、同僚の名前など思い出された情報をもとにして、探索につとめた。できるだけ多くの情報をいただけるよう聞き取りを重要視した。 電話や来所されたお客様への対応を優先して職務を遂行した。 平成9年度の基礎年金番号導入時に、もっと手番統合について周知を徹底していなかったことが反省点として挙げられると思う。 また、紙台帳から電算化する際にも、記録の漏れがないようもっと注意をはらうことができなかったことが反省点として挙げられると思う。 年金請求時は、現在は必ず手番の確認を行っているが、その確認の徹底がなされていない部分があったことなどが、年金問題の反省点として挙げられると思う。
7220	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	今後もOB含めた職員全員が、最大限の努力をするしかない。ただどうしても調査等には限界があるため、いずれかの期限を区切り、それまでに解決できない問題があったとしても、それは仕方ないと個人的には思う。	知ったのは長妻氏やマスコミが騒ぎだした頃です。この問題は、国民生活に直結した最大の問題である、とは思ったがこの問題を全面解決するのは正直限界があり、無理だと思っていた。	問題の解決の一端を担うため、自分のできるかぎりの仕事はしてきたつもりである。反省点といってもこの問題は長年にわたって積み上げられたものであり、OB含めた社会保険職員の年金記録に対する意識の低さがあった事は否めない。
7221	地方庁	その他(社会保険事務所)	名前の読み方の登録が年金の記録に関して、非常に重要になってくることは、世間一般にはあまり知られていないように思われます。	世間の方々に知っていただくべく、周知を図るべきかと思います。	21年7月から現所属事務所での勤務が開始になり、基礎年金番号の他に、手帳の番号等をお持ちの方が多々いらっしゃることを知り、非常に深く難しい問題であると認識しています。	日々の事務処理の一つ一つに細心の注意を払うことを常に心掛けています。ひとりひとりの職員の、ミスをなくそうとする心構えが、過去のことにもこれからのことにも大切であると言えると思
7222	本庁	その他(本庁)	特に知りません。		年金制度が維持できなくなる大問題だと認識していた。 平成19年の夏頃。	社会保険事務所での窓口対応において、一人一人のお客様に対して年金制度を一から説明した上で、現在の記録状況を説明した。 昔(市町村が収納業務を行っていた当時)の業務の流れ等を正確に把握した職員がおらず、不明瞭な説明が、更にお客様の不信感を増大したと思います。
7223	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。		採用当時から、1人にいくつも手番があることに対して不安がありましたが、基礎年金番号統合後、平成14年に年金給付の仕事をして、改めて統合されていない手番の多さを認識しました。	年金の請求者に対しては、氏名検索で出来るだけ手番を見付けられるよう対応していましたが、それ以上のことは出来なかったと思います。
7224	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	方策と言えるか分かりませんが、国民の立場に立ち誠意をもって対応をすること、また事務処理マニュアルにのっとった正しい処理を継続して行うこと。	手番の未統合が多数存在することで、年金請求時に事務が煩雑になることが問題であると認識していました。 知ったのは不適正免除処理が問題になった頃かと思います。	苦情等照会については、理解している範囲で誠意をもって説明すること、事務遂行の面では、法令を順守することを第一に考えました。 現時点では法令を遵守することの意識の甘さが反省点であると考えています。
7225	地方庁	社会保険事務所課長級以上	現在わかっている記録問題以外の案件は、わかりません。		年金記録問題について、知ったのは、平成19年7月頃です。 年金手帳番号が複数あるのに、統合されないまま、年金を裁定しているのは、 非常に問題があり、速やかに統合し、再裁定の必要があると考えました。	年金記録の統合について、速やかに処理を進めるとともに、お客様の対応については、親切、丁寧な対応を心がけました。 反省点としては、記録の管理に問題があり、将来の年金受給を考慮した記録の管理を正確にすべきだったと考えます。
7226	地方庁	社会保険事務所課長級以上		現実的な方策ではないですが、 未だ誰も責任を取っていないとのマスコミ等の指摘に同感する。問題を認識した場合に本来立つべきスタートラインに未だ立たず責任者たる者の責任が明確にされないまま、なし崩し的な対応のみ行われていると感じている。 現状の、現場だけに全面的な批判を受けさせて職員を疲弊させたまま目をつぶっている歴代の責任者が真摯に反省を表すことなくして記録問題の終了はないと考える。年金業務の歴史からもとより体制に無理があったことを認めるべきである。	手作業による記録の中で誤りが出てくることは考えなかったわけではないが、これほどに不正確な記録があったことや中央での記録のずさんな管理を見聞きしたのは今回の問題からの報道による。、	
7227	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません。	現時点では、特別便・定期便・期間照会への回答、第三者委員会の受付等、裁定業務に大幅に人員を投入して確実に行っていくしかないと思います。 また、同様な問題が発生しないよう適用(資格・報酬・賞与)業務を確実に行っていく必要があると考えます。	誰の記録か分からない記録が存在することと、また事実と相違する資格記録、標準報酬月額、標準賞与額があることと認識しています。マスコミで取り上げられてから知りました。	できるだけ丁寧に調べることと、事業所・被保険者に対して丁寧に説明し適正な届書を提出してもらうこと、入力等のチェックを今まで以上に行うように心がけています。 オンライン化、基礎番号導入等切替時に適切な対応が取れなかったと考えます。また、保険料の収納率を重視するあまり、適用業務が置き去りにされた感があります。
7228	地方庁	社会保険事務所長	ありません。	特に提示すべき方策を持っていません。	年金記録の履歴の確認は、年金請求の際、かなり丁寧に聞き取り対応していたと記憶しているので、このような問題が起こっていることは、認識していなかった。	もう少し、早くこの問題に着手すべきであったと思います。
7229	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	自治体と連携して、生年月日・氏名から持ち主不明の記録を少しずつでも解明していく。 個別訪問による面談。 持ち主不明の記録を公表する。	受給者の記録がこれほど漏れているとは思わなかった。年金請求の際に記録漏れのほとんどは整備されていると思っていた。 マスコミで報道されるようになる平成19年頃までこれほど大きな問題とは知らなかった。	自分の職歴を忘れることはないだろうといった記録を管理する組織としての危機意識が足りなかった。
7230	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	まず、複雑な年金制度の見直しをしてほしい。お客様に説明対応できる人材が限られてしまうと待ち時間が増え、サービスの低下につながる。マイクロ検索のスピードアップ、マイクロ印刷の鮮明さを望みます。また、記録に対する各都道府県の独自の調査、検索等、もっと情報提供してもらえると早期照会回答が行えると思います。	年金記録確認として、年金受給手続き時に職歴確認行い、お客様の記憶が頼りで、多数ある手番の統合をしていましたが、これほどまでの、記録もれがあるとは、思いもよりませんでした。 個々の年金額に影響を及ぼし、今後の生活にも深くかかわりのある重要なものであると思います。この年金記録問題が言われて初めて事の重大さを認識しました。	この度、訪問、電話、照会票により被保険者の方々にご協力をいただき、その情報をもとに調査、補正し、皆様の記録を一つでも多く判明するよう努力をしております。このような記録もれとなった原因は、年金という制度の周知がされて行われてこなかったことが、一番の原因だと思います。職歴が変わるごと年金手帳番号を新たに交付されていたために、記録もれが生じ、また、紙台帳から機械管理になった時点での突合チェックの甘さ、機械管理の初期はカナ氏名により、カナ変換誤り、同姓同名、同生年月日により本人確定ができかったり、基礎年金番号設定時の周知と記録整備の不備によるものとの積み重ねが今に至ったのではないかと思います。
7231	地方庁	その他(社会保険事務所)	思いあたりません。	具体的な方策は思いつきませんが、すべての問題を明らかにして、ひとつひとつ地道に解決していくことしかないと思います。	4年ほど前に年金記録問題が大々的に報道された時には基礎年金番号導入による手番の統合もれがほとんどであると思っていましたが、その後国民年金や厚生年金の記録の誤りや漏れ等、次々と問題が発覚し正直驚きました。これほどまでに多くの方々に影響する問題であるとは考えてもみませんでした。	基本的ではありますが、まずはお客様に対してどのような問題があり、それに対してどのような対応を取らせていただくかを丁寧に説明することを第一に日々努めました。また、照会があったものについての回答につきましては自分の名前を入れ、回答後もお客様が問い合わせしやすいようにしていました。 年金問題については、時代と共に管理体制等が変化していく中で「あとで何とかなるだろう」という職員の甘い意識があったことは間違いありません。お客様の大切な記録を管理しているという
7232	地方庁	その他(社会保険事務所)	ございません。	非常に深い問題であり、解決になるかどうかは分かりませんが、早い段階での政治決断の必要性を痛感いたします。 しかし、ただ政治決断に頼るのではなく、今私たちができる事は最大限行っていかなくてはなりません。そのためには、人員の確保が必要です。問題が発覚して、その解決に向け、本来なら人員増で進めなければならないのに、逆に人員は削減されてきました。これでは処理はなかなか進みません。人員確保は必至です。 年金記録調査課を創設し、そこに人員を多く充てる事が必至であり、年金記録のスペシャリストとなる必要があります。そのためには、研修等により、全国の経験・知識豊富な職員から学ぶ必要があると思います。	これまでの管理のずさんさ、制度・システム・業務遂行における欠陥、また、当職員による改ざん等により、大切な年金記録に間違いが発生しており、非常事態であると認識しております。本来受け取るべき年金を受け取ることができないまま亡くなられた方も大勢いらっしゃいますし、記録が確認できてもその支払いまでに相当な時間を要しております。本来起こってはならない事態が起こっています。起こっている限り、最大限年金記録の確認と正しい記録への回復は急務です。 私が問題の存在を知ったのは、新聞・テレビ等のマスメディアによる報道です。	年金記録問題がマスメディアで取りだたされ、その実態に呆然とした事を覚えています。その日から私たちの業務は大きく変化しました。特に年金記録に関するお客様からの問い合わせは激増しました。お客様の問いに間違えることがなく答えるべく日々必死な思いでした。年金記録におけるノウハウを、時間を作っては上司に教わったり、これまでの取り扱い要領等の資料を読み漁って、まだまだですが自分なりにノウハウを得てきたつもりです。とにかく大切な記録を管理している組織の一員として、真摯に取り組みたいという思いでこれまでやってきました。 反省すべき点は多々あると思います。 ・当たり前の事ですが、最も大事なことである「自分たちは、大事な年金記録を預かり管理しているのだ」という認識。この認識がない、または低い職員がいたのだと思います。 ・「まあいいか」という甘ったるい感覚を持った職員がいたのだと思います。 ・管理方法がずさん。 ・システム開発(コンピューター導入)が遅い。また、導入時におけるアナログからデジタルへの変換時のミスが多い。(チェック体制が ゆるい) ・窓口である各市町村、各事務所により業務遂行にバラつきがあった。
7233	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にない	各事務所に配布された全国の事業所台帳検索システムは、名称変更した事業所や数年しか加入しなかった事業所が登録されていない事例が多数見受けられます。早急に対策を取るべきです。	手番が多数存在していることは知っていたが、年金請求時にすべて確認して統合していると思っていた。カセット記録や、氏名や生年月日に不備がある記録あることが知ったのは年金記録問題が発覚してから。納入した分はすべて受給するのは当然のことであり、必ず解決しなければいけない問題だと思う。	今まで経験がなかったが、厚年期間照会の担当になり、独自の検索方法を考えたりして、それなりに成果をあげたと思う。反省点は他の事務所の担当者に早い段階から教わったりして、情報収集をしっかりしてから対応すれば、もっと早く回答できたと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7234	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	台帳との突合を早急にし、記録問題に携わる人数を増やして集中的に処理をすること。 未提出者等への広報活動も積極的に行うべきと思う。	当初は、台帳とWMの記録が相違している。WMへの入力ミスが主な原因位しか思っていなかった。 テレビ等で報道されてからだと思います。	被保険者等の立場に立って対応している。 共済組合期間のある方への通知はしないほうがよかった。あくまでも厚生年金、国民年金のみの記録の通知にすべきであった。 業務センターで受け付けた特別便は、センターで責任を持って処理すべきだと思う。21年2月以降に送られてきて事務所では対応に苦慮した。現場を知っていればそこまではしないのではないか。何でも事務所に任せればいいやという考えはすべきではないと思う。 黄色便等で抽出対象(漢字カナ、氏名変更履歴等)が違うだけで同じ人に同じ内容の記録照会回答票が届き窓口でトラブルになったことがある。 本人は、業務センターに送付したにもかかわらず、同じものが送られてきたと怒鳴り込んできた。送付する前にチェック体制をきちんとしていただきたい。
7235	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	わかりません	考えられないあってはならない事と認識していますわかりません	届書処理時の確認処理結果の確認等常に意識的に対応する事年金記録に対する照会調査依頼等については親切ていねいにまた全力で対応すること 年金制度発足時に記録管理体制定期的な確認等の対応を考えておくべきだったと思う
7236	地方庁	社会保険事務所課長級以上			オンライン化された当初から不備のある記録が多く存在している事は認識していましたが、今日のような年金記録問題のような大きな問題になるとは思っていませんでした。	どのように対応しようかと思ったことはありませんでした。 問題点を問題点として認識していなかった自分自身の意識・認識が一番の反省点でもあり、社会保険職場の大半の職員が同じような意識で仕事をしていたことが最大の問題点であると考えています。
7237	本庁	その他(本庁)		一つ一つの仕事を誠実にこなしていくしかないと思います。	年金記録問題について知ったのは、平成19年の夏ごろだったと思います。業務センターに異動して間もないころで、年金についての知識も乏しく、大変な問題が起こっていることはわかりましたが、実態はつかめていませんでした。	年金記録をきちんと責任をもって管理していかなければならないという意識の欠如、年金記録問題はずっと前からあったはずで、それを問題としてこなかった組織体制にも大きな問題があったと思います。
7238	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		宙に浮いた年金記録(番号)については、年金番号をいくつも持っている方が何人もおられるので、ある程度やむを得ないもの、という認識でした。 年金給付課の経験がないので、機械化の当初は本人が覚えていない(忘れている)記録については、統合せずに(できずに)裁定をしていたことは知らなかったし、これについてもやむを得ないことだと思います。 ある意味、コンピュータの発達によって浮かび上がった問題ともいえると思います。 ただし、記録の改ざん等は予想できない問題でした。公務員として採用された者が法を逸脱するような行為をしているとは思いませんでした。この件については、本人は不適切な処理を行っていることを認識していたはずですから。	職員としてやるべきことを黙々としていくしかないと思い、真摯に業務に従事するだけです。 機械化の導入時、基礎年金番号の導入時に本庁はある程度、問題を認識していたと思います。しかし予算等の関係から問題を先送りにしていたために、このように問題が大きくなってしまったと思います。 今後は、これまでの事象を検証しつつ、起きるであろう問題を予想しながら事業を進めていくしかないと思います。 あと、もう少し年金制度をシンプルにできないものでしょうか。
7239	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	専属の部署を作り、知識に精通した職員を集め、集中的に作業を進めていくことだと思います。 あと現場ではお客様の信頼を取り戻すよう全力で取り組んでいかなければならないと思います。	一人一人の「まあいいか」と思う気持ちの積み重ねで起きた問題だと思います。 一職員として、当然重く受け止め、解決に向けて全力で取り組んでいかなければいけない問題だと思います。 過去の年金記録がこのような状態になっていたと知ったのは、年金記録問題として騒がれだしてからです。	二度と同じ過ちを繰り返さないよう、どんな小さな問題でも後回しにせず、その時々に解決するよう心がけております。 過去の記録問題に関しては、直接お客様と接することが多いため、一人一人確実に信頼を取り戻してもらえるよう努めております。 反省点としては、やはり様々な問題の解決を先送りにしてそのまま放置してきてしまった事だと思います。
7240	本庁	その他(本庁)			入庁時において既に年金記録問題が世間を賑わせていたため、皆の職員の怠慢ではないかと認識していた。	既に記録回復に時間がかなりかかっており、そのことが更なる不満につながっていたため、電話対応時において何とか納得していただけるように丁寧な説明を心がけた。処理された記録が地方から東京に送られてきて、更に東京で処理されるというプロセスが必要であるため、どうしても時間が掛かってしまうので、時間を根本的に短くするにはそれぞれのブロックごとで金額の支払を最終的に決める役割を持つべきと思われる。
7241	地方庁	その他(社会保険事務局)		処理方法を統一し、一貫性を持つ必要があると思います。	制度、政策、事務処理、あらゆる要素が原因と思います。 また、制度と運営に対する国民のニーズが高くなったこと、また、そのニーズに社会保険庁として鈍感であったことも一因と思います。	社会保険庁としては、記録管理の方法を厳格にするしかないと思います。
7242	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない	分からない	報道されてはじめて知った	分かる記録については、正しく修正していく。 問題解決のために後付でいろいろな通知や取り扱いがだされ、それにより今までの基本にゆがみが生じていること。 (例)記録が一月空いている人に対して、本人的には転勤かも知れないが、後の事業所の新適がそのときであれば、こちら側の落ち度ではない。しかしながら、記録が復活し、新適時より取得日が早くなるような事例がある。
7243	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。 ただ、新規採用された時、事務所に庁から出向してきた職員が「庁には旧台カセットが山のようにあり、収録するなんて絶対に無理だ。」というようなことを言っていたことを覚えています。約30年程も前になりますが、その時はまったく意味がわからなかった。	宙に浮いているといわれる記録については、判明・確認ができた時点で手番統合、手番付番して一件一件なくしていくしかないと思います。ただ、本人が加入した意識がまったくない場合が多く、かなり困難ですが地道に確認していくのみです。	基礎番号導入後も記録については「最終的に年金請求時に統合すれば良いだろう」という意識が職場全体にあったと思う。 改ざんしたといわれる記録は、当時事業主が保険料滞納で差し押さえでの倒産をなんとかふせぎたいために事務所に相談し、充分合意のうえでの届出だったと思っていました。徴収率をあげるためだけでなく、会社倒産で社員がいきなり路頭に迷わないための届出だったのではないでしょうか。(将来の年金額に影響が出ること までの認識はなかったかも)ただ、報道で知ったことですが、事業主が社員の分まで黙って報酬を下げていた事実があるのには驚きました。 国年の未納問題は実際の加入時期がわからないという資格記録の作成システムに問題があるとおもう。不正免除については、国年業務にいたことがないためわかりません。 こんなにも問題があったとは数年前までわからなかった。	今までの自分を反省し、すべてが将来の年金額に影響することを常に意識して業務に取り組んでいる。 反省点としては、加入記録を知らせていなかったこと、年金への関心があまりにも低かったこと、被保険者からの要望を優先し、法律に基づく業務おろそかになっていたこと、記録管理のシステムが整ってからまだ日が浅いのに短期間で完了させるのには無理があること、などがあると思います。
7244	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		国民が正しい年金を受給していない(受給できない)ことがあってはならないことだと思います。	特別便等の年金相談に懇切丁寧に対応するよう心がけました。 基礎年金番号が導入された当初から、記録整備をもっと進めておくべきだったと思います。
7245	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間に知られていない問題について、把握していません。	ひとつひとつを丁寧に確実に整理していく事が重要と思っています。	基礎年金番号導入により統合整理を迅速に対応していければの思いの認識がありました。また、問題の存在については平成16年頃からのマスコミなどの報道が過密になった時期です。	適用業務において正確で迅速な対応を心掛けて現在に至ります。反省点としては、システム導入・基礎年金番号導入時に加入履歴を一人ひとりに報告できていればの思いがあります。
7246	地方庁	その他(社会保険事務局)		あまりに性急な対応はどうかと思います。年金記録確認と年金額訂正処理のバランスが必要と思います。地方で勤務するものとして、社会保険業務センターの処理が進まない、問い合わせにも答えてくれない。本庁から、次から次と事務連絡がくる。時期を決めて、実行していくことは、大切ですが、余計なことばっかりやっているような気もします。いきあたりばったりでなく、着実に処理を進めていけるような体制、計画は立てられないものでしょうか。 年金記録とは違うことになりますが、年金受給者死亡の手続きの簡素化を行う等、年金の手続き関係に目を向け、わかりやすく簡単な手続きにすれば、年金記録への対応に力を入れられるのではないでしょうか。時代に合わないと思える制度、手続きを変更するといった大胆なことをやってほしいものです。	年金番号が、国民年金、厚生年金保険と別番号のため、問題があるとは、思っていましたが、年金記録でいろいろ問題があることは、特にここ数年実感しています。	お客様からの照会には、真摯に対応したいとは思いますが、体が持ちません。また、現状では、やる気が落ちます。ただやれと言われてもという、感じです。一般の方には、年金記録問題でご迷惑をかけていますと言いますが、このアンケートは誰がみて、どのように使われるか、使われないかわかりませんが、反省点と言われても、世代的に何とも言えません。
7247	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	事務処理については、専門的な知識が要求されるため、職員の増員が必要だと思われます。その上で、専門知識のある職員を記録問題に充てる必要があると思います。	過去に、勤務する会社が変わるたびに年金手帳を新しく発行する、またはされるという実態があったようで、本来ならば、事業所から「資格取得届」を提出された際に、記録の氏名索引をし、職歴を確認の上、1つの年金番号で記録を管理しなければならなかったことだと思います。記録をコンピュータ管理するようになってからは、氏名索引・職歴の確認という作業をやってきていると思いますが、手作業時代はそういう作業ができなかったと思われます。 過去の法律では、厚生年金の住所登録がうたわれておらず、まず、その点から、事業所まかせ・加入者まかせのような観がうかがえます。これが、作業を遅らせる要因にもなっていると思われます。ただ、それだけではなく、やはり保険者としても、いかに重要な制度かということを周知し、国民一人一人が、制度を理解できる状況にするよう努力すべきだったのではないかと思います。 私自身、基礎年金番号が始まってからは、より記録の統合に向けた処理をやってきたつもりですが、これを所謂「宙に浮いた年金」「年金記録問題」というならば、社会保険の仕事に携わるようになった時に、誰もが知ることだと思います。	(8)に記載したとおり、折々に記録の統合をしてきたつもりですが、やはり限界があります。社会問題として取り上げられるようになったことで、国民の皆様の関心が高まり、一気に統合処理が進み、よかったと思います。ただ、職員不足で、現場が疲弊してきている状況があります。昼休みもとれず、休日に自主出勤する場合もあり、なんとか改善されないだろうか・・・と思います。
7248	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に、思いつくことはありません。	上記(6)については、該当ありません。 現状においても、どなたの記録であるか特定できていないものが存在すると考えています。現場に働く者として、問題解決に向け、最大限の努力を尽くしていくことは、これからも必要であると考えますが、いつまでも期限を引き延ばすことは、年金制度への不振を招くこととなると考えます。 年金記録問題の解決は、期限を設定し、現状報告、結果の事実報告を明らかにし、理解を得ることが必要であると考えます。	年金給付課に配属された際に、裁定請求時に基礎年金番号に管理されていないお客様の加入記録を発見することがありました。手番が正確に管理されている場合などは、比較的容易に発見できましたが、今回の記録問題で発覚したような記録は特定できずに裁定したものも多くあったと思います。 発見できなかった記録について、記録照会していただき、判明し次第、再裁定の申請をしていただくよう説明していましたが、記録問題が大きく取り上げられるまでは、意識は希薄であったと認識しています。 平成9年1月に基礎年金番号が設定されましたが、当時は自身が関係業務に携わっていなかったこともあり、統合漏れの記録が存在している話を聞く機会はありましたが、特に意識したことはありませんでした。	上記(8)で記載したとおり、当時は問題意識が希薄でした。現在も、年金相談等の窓口応援を行っておりますが、裁定請求時には、特に意識し、お客様に記録の漏れがないか確認していただくよう努めています。 また、信頼回復に向け、これからも組織として全力で取り組んでいくことを、常に意識して対応しています。 (反省点) 年金加入記録の管理が、台帳管理であったこと。また、その記載にあたった当時の関係者の意識が希薄であったこと。オンライン設置が他官庁に大幅に遅れたこと。基礎年金番号設置時の対応が不完全であったこと。広報が不十分であったこと。対応する職員の意識が、自身も含め希薄であったこと。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7249	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間の方達が知っている程度の問題しかわかりません。	専門知識のある職員を集め、短期間で集中的にこなすのが良いかと思います。また、情報の一般公開をもっとすべきです。	前職にて年金の裁定請求の仕事をしていたので、記憶にある限りだと平成18年位からかと思います。年金問題が騒がれてから任期付として事務所に来たので、非常に重要なものと考えていました。	未統合記録が見つかった時は速やかに統合処理をするようにしました。(基礎205や204、疑重複処理など) 数年前から年金問題が騒がれているにも関わらず、年金に対する意識の低さに驚きました。私は任期付なので新宿の適用課しか経験がありませんが、取得届の基礎年金番号記入欄が空欄で提出される率の高さには驚きました。また、疑重複の手紙の返送率も非常に低かったと思います。疑重複で再交付できない手帳再交付申請書もたくさんあります。(もしかしたら新宿の土地柄なのかも知れません・・・) 究極論ですが、基礎年金番号の記載がない取得届は受け取れない、などの強行措置に出ない限りは「宙に浮いた年金」というのは今後もなくならないのではないかと思います。 社会保険庁が日本年金機構に切り替わる今、もっと大々的に声を上げるのが良いのではないでしょうか。
7250	地方庁	その他(社会保険事務所)		知識のある職員の配置及び増員や二重でのチェックなど、重点的かつ正確に処理を進める以外にないと思われる。	問題となってから存在を知った。 また、大臣や長官の方針などを含め、報道等で現状を知ることが多い。	現状を把握していないとしか思えない大臣や国会議員の発言により、所要時間についての問い合わせや苦情が多く、それに対応するために業務に支障が出ている。 早期の問題解決をしたいのはわかるが、そのためにも見切り発車は避け、円滑に処理が進められる環境を整えるべきである。
7251	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません	年金制度全体についての国民の不信感を解消するために、ひとりひとりのお客様に対して、丁寧な対応をすることが、まず基本だと思います。 人員を投入する必要はありますが、100人の素人よりも、50人の経験者の方が問題解決に向けて、戦力になるのではないでしょうか。 事あるごとに、ただ人数を募集し、数だけ揃えるのではなく、対応できる人を地道に育てていくことが、大切だと思います。 そのためには、待遇面にも考慮し、せっかく戦力となる人がモチベーションを下げずに働くことができる環境作りも必要です。 また、システムの整備を急いで、効率の良い解決を図ることも、緊急課題だと思われます。 さらに、「言ったもの勝ち」にならないよう、公平な解決策を取らなければなりません。	「宙に浮いた年金記録問題」が公になったころに、こちらで社会保険の仕事をするようになったので、その時初めて知りました。 仕事を通じて、年金記録問題の奥の深さを知りました。 年金を扱う社会保険庁にも、もちろん問題はありますが、年金に対する、社会全体の認識の貧弱さ、事業所の意識の問題なども、大きな原因だと今は、認識しています。	特別便の大騒動の中で、あまりにもたくさんの問題点を一気に解決しようとしたためか、実際の事務処理として、社保事務所のキャパを越えた仕事を要求されたことは否めないと思います。 そうした雰囲気の中で、精一杯、自分に与えられた仕事をこなし、お客様対応にも善処して参りました。 慣れない仕事で、色々と不手際はあったと思いますが、できる限りのことはやってきたと自負しています。
7252	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	機械に登録されていない紙台帳記録を機械への収録(カセット記録の解放)し、被保険者記録と突合して、未収録となっている記録を整理すること。 照会の進捗状況、結果を一元的に確認できるようにシステムの変更すること。 記録判明により年金額が減少してしまう場合にどう対応するかの指針。	記録を放置してきたツケであり、年金制度がいかに一般に浸透していなかったか、周知徹底不足の結果だと思います。が、一方で周知不足の結果とはいえ、転職のたびに年金番号を新しく取得してしまう方や、保険料負担を逃れようとした事業所にも問題はあったと思います。 また、制度を決定の場と、実務の現場との認識の間に、大きな開きがあり、それによって引き起こされた、あるいは助長された問題でもあったと思います。たとえば、滞納事業所の記録改竄については、保険料滞納解消のために、ただひたすら法律に従って強制手続きをすすめてしまえば、事業自体が存続できなくなり、将来の給付のために現在の職場を失わせていいのか、というジレンマも少なからずあり、強制徴収するか、会社を潰すかのハザマで起きてしまったという面はある思っております。勿論、不当に年金額を下げられてしまった方には大変申し訳ないことですが、これ以外の、保険料の軽減措置等、救済措置があればこの問題は起こらなかった、あるいはこれほど拡大しなかったかもしれませんが、現場のジレンマが上層部に届くことがあったのかどうか疑問です。 年金記録問題はこの問題が表面化したときに知りました。	行政側の不手際の結果なので、まずはお詫びする気持ちで接してきたつもりですが、上記のようなジレンマの中での事務処理、事業所のミスによる記録の不備等、全て社会保険事務所の責任にされてしまうと悲かったです。 紙台帳記録がずっと放置されており、当時は機械の容量等からすべての記録を収録することができなかったとはいえ、容量の増加にあわせて紙台帳の記録を機械に収録すべきだったと思います。 窓口などでの記録確認時にも可能性が高い記録があれば、事業所名を告げて確認してもよかったかもしれない。特別便で、事業所名を告げても、記憶になければその旨ちゃんとおっしゃって下さる。 軍費調達のために始められた制度ともききますが、そもそも保険料をとることのみを念頭において、制度の趣旨とか、年金証書がなんなのかとか、おそらく戦前戦中の混乱期の中で十分な説明もなかったのだろう。その後も年金制度は改正が続いているが、その都度、十分な広報がされてきたと思えません。 実際の事務処理については、記録の整備を完結させ、照会結果を追跡できるようなシステムを整備してから可能性ある方に連絡をすべきだったと思ます。記録の有無が確認できない場合に、紙台帳の中に記録がうもれている可能性が否定できないため、膨大な資料の中から特定の記録をみつけるという、時間のかかる作業が必要となってしまい、多くの調査業務が発生し、停滞の原因になった。また、記録が五月雨式に判明してくるため、照会、再裁定等も複数回行う必要が生じ、同じ作業を繰り返すことにもなってしまった。 また、本人記録でなかった場合にその旨を登録するシステムもなかったことで、同じ照会を何度も繰り返して、そのために何度もご回答をいただくことになってしまった。何度もお手数をおかけしてしまうのは、心苦しいし、申し訳がない。
7253	地方庁	社会保険事務所長	・世間一般に知られている問題以外は知らない。	・人員減の状態での平常業務と年金記録問題の処理は、現在の社保においては限界がある。県の実情に応じて異なるものの、年金記録問題にかかる処理を一箇所に集中して解決に取り組む時期ではと思っている。 また、年金機構へ移行できないスキルを持った職員の雇用による、特定業務契約職員等への指導や処理体制の構築が必要では。	・年金記録問題が発生した当時は、1人の者が複数の年金手帳を保有しオンライン上の記録で、基礎年金番号に未統合の記録があるものの、年金請求時において統合され解消されるとの認識であり、コンピュータに収録されていない記録があることなど思いもよらないところであった。 ・新聞報道等で、オンライン上の記録で、基礎年金番号に未統合の記録やコンピュータに収録されていない記録など、次々報道されるなかで知る。	・年金記録問題への対応策が示され処理を進めるなか、国民の皆様の信頼回復に向け、相手の立場に立った丁寧な対応や言葉遣いを常に意識するように心がけている。 ・広報等で年金に関する周知はしているものの、双方の認識における温度差。
7254	本庁	その他(本庁)	なし	作業部署への適切な人員配置及び手当て	国レベルでの大問題。 年金裁定後に期間が判明して追加できることは入庁したときより知っていたが、どれだけの規模で未統合の記録があるかは年金記録問題が発生した2年ほど前に知った。	可能な限り再裁定の処理を行うようにした。 記録問題がわかった時点で必要人員を再裁定担当にまわすことが出来ていれば、現時点での未処理件数は少なかったと思われる。
7255	地方庁	その他(社会保険事務所)	偽名で厚生年金に加入した人の記録はどうなるのでしょうか。	職員の増員は必ず必要と思います。自宅訪問専門の職員・市区町村役場に専門ブース等を設置した実施・町会長・民生委員の活用(個人情報なので難しいところはありますが)など今以上に地域密着型を目指した環境づくりから始まる解決だと思います。	非常に重要な問題と位置づけていますが、根気強く長期的な業務だとおもいます。問題を知ったのは報道されてからです。	窓口対応ではその場で解決出来る様取り組んできましたし、他庁照会の回答にも早急な対応を現場の職員と考え良い方向に業務が進んでいく様努力していました。反省点としましては事業所の記号番号が未入力、払出簿にカナが記載されていない、WM導入時でのWMへの入力カミス(紙台帳が読みにくい)、早期の基礎年金番号の導入、昭和36年4月からの年金導入でそれ以前の厚年加入は分けるべきであったと思います。
7256	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	地道に1件ずつ調査するしかないのではと思います。	氏名の不一致、生年月日の相違などでご本人記録と特定出来ないものやご本人の記憶違いなどが多いのではと当初思っていました。記録不整合によるものは昔から在ったのではないでしょうか。いま問題とされている記録問題については社会一般で騒がれるようになって知りました。	ご本人様に少しでもご納得のいく回答が得られるよう調査、確認を行うよう心掛けました。一人に対して何本もの年金番号が付番されることによる記録の漏れが無くなるよう基礎年金番号制度の徹底を望みます。
7257	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し。	年金制度改革、記録システム刷新、職員意識改革など。	入庁まもなく年金記録問題としてマスコミ等で取り沙汰され、実態を徐々に知っていった。 並的に膨大なものであり、相当の年月が経過したものもあるため一朝一夕には解決困難であり。問題解消にかなりの時間と費用を要するものと認識していた。	裁定請求時点で記録を確認すればよいという認識であったため、記録のもれや誤りが長期間放置され、資料が散逸し、確認困難になった。 今後は定期的に被保険者自身が年金記録を確認していくことが必要であると考える。私個人は窓口来訪者や戸別訪問(納付督励)対象者について、ねんきん特別便や定期便が提出済か否かを確認し、回収を心がけている。
7258	地方庁	その他(社会保険事務局)	記録が判明したことにより、厚生年金期間が240月以上となり、満了者となったことで、配偶者の年金に加算されている加給年金が過払いになるケースがあります。結果的に、記録を統合したことで、本人に不利益が生じますが、どのように対応をしたらよいのか、マニュアル化してほしいです。	記録を統合することにより、年金額が減額になるケースは、記録を統合するかどうかを本人が選択できるようにしてほしい。統合しないという選択をされた場合は、その記録は「宙に浮いた年金記録」として扱うのではなく、「本人の記録であるが、統合拒否」のようにオンライン上分かるように表記できるようにしてもらいたい。	平成12年4月に国民年金課で採用になりましたが、初めて厚生年金手番の存在を知ってから、いつかはこのような問題が起こるのではないかと危惧していました。基礎年金番号制度を導入するときに、もっと慎重に、記録の統合を進めるべきであったと思います。	窓口に来所されたお客さまに対しては、記録のもれがないか確認していただき、統合処理をするようにしていました。また、電話等の問い合わせがあった際に記録の統合もれがあった場合は、書類を郵送で送付し、勧奨をしていました。 記録問題がここまで大きくなってしまった原因は、基礎年金番号制度を導入するときに、きちんと記録整備をせず、後回しにしてしまったからだとだと思います。世間からは、今いる職員だけが非難されていますが、当時の職員(今は退職されている方が多いと思いますが)の責任も非常に大きいと思いますので、責任の追及していただきたいです。
7259	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		解決・改善すべき時に対処せず先送りにしていた問題。 未統合の記録の存在については、日常業務の中で判っていた。	日常業務の中で判明した未統合の記録については、統合処理を行う等の対応をした。 業務取扱が徹底されていなかったこと、職員の意識の欠如があったこと等が反省点として挙げられると思います。
7260	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		厚年で事業所は被保険者に標準報酬や保険料額を知らせなければいけないが、給与から差し引くだけで知らせていない事業所が大半である。また、保険料が一ヶ月遅れて差し引かれていることを説明していない。これらのことを事業所に決定通知書を送付するだけでなく、被保険者用も送付して給与から差し引かれている保険料が適切か、確認してもらうようにもしたほうがいいと思う。	社会保険庁だけが悪いのではなく、自分の職歴を思い出すことができない、生年月日の偽りで就職したり等本人の誤った認識で起こるべくして起こった問題もたくさんあると思う。 そのような問題とはどういう意味を指しているのか不明 あえていうなら、厚年と国年が手番であったころ、偶然で記録が重複していることを発見して、上司に報告したところ、「自分の係りの仕事をすればよいのでそのままでよい、年金請求時にきちんとするからよい」といわれたが、それも問題であれば平成2・3年ころ	一応、厚年適用課だったので国年課には自分なりに訂正をしたほうがよいのではないかと伝えたが、それが解決されたのかは確認していない。 入力をしているとき「重複期間がある」「未加入期間がある」等が、メッセージとして画面表示されるが、本来そのときにそれぞれの課が連絡票等を作成し連絡を必ずする、また処理が行われたかを必ずチェックするようにしていれば、よかったのではないか。 一人に対し、制度によって別の番号を付番するのではなく、国年制度発足時に今の基礎年金番号のようにしていれば少しは問題が少なかったのではないか。 年金手帳の中のページに、記録を印字するようになっていればよかったのではないか。
7261	地方庁	その他(社会保険事務所)		とりあえず、時間をかけて年金記録整備や再裁定に時間をかけるべきであると思います。	今まで納めてきた保険料が未納になっていたり、被保険者期間がもれているわけだから、大変な問題だと認識している。年金問題の存在を知ったのは、平成19年の6月頃(年金問題が発生した当時)です。	ねんきん特別便や年金定期便において、相談者に対して親身になって対応するよう心掛けている。基礎年金番号が付番される平成9年当時に、ねんきん特別便を送付するといった年金記録の確認行為の徹底ができていなかった。
7262	地方庁	社会保険事務所長	知りません。	ヒト、モノ、カネの3点セットが用意できなければ、スムーズには進まないと思います。社会保険庁の上層部の人たちが、現場はどんな事が大変なのか、認識していたか疑問です。各事務所で別々に処理しているねんきん特別便の資格照会を事務センター等に集め、専門チームを作り集中的に処理することだと思います。	日々の業務に追われ、当時は年金記録問題の認識には欠けていたと思います。年金記録問題がはっきりしてきたのは、ここ数年の話ではないかと思います。	この年金記録問題は、担当課だけの問題ではなく、全所体制を構築し、全員、全力で処理しようとしました。反省点としては、年金制度そのものが複雑になり、広く国民に広報が行き渡らなかった点があると思います。 また、各事務所での処理する定員、集中してくる資格照会件数のアンバランスがあり、スムーズに処理が進まなかったと思います。そこで、資格照会のプロフェッショナルを集め、集中センターを作り処理をさせたほうが迅速・正確に進んだのではないかと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7263	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	優先的に全国、各県等で専属で問題解決するチーム等をつくり、地道に解決していくしかないと思います。	年金を扱う機関としてあってはいけない問題だと思いました。記録問題が発生した頃知りました。	本人たちの意見をよく聞き対応する。
7264	地方庁	社会保険事務所課長級以上	旧台帳のマイクロフィルム化の際、予算の都合で全件がフィルムにならなかったと聞いている。	先日大臣の諮問機関で示されたような、一定条件を満たしている場合の、承認。	年金給付課の係長になった時。20年位前氏名索引上の手帳番号記録の多さから	本人に対しての職歴の十分な確認。 本人からの依頼(質問等)が無ければ、何も示すことが出来なかった取り扱い。 厚生年金記録の住所記録の収録が無いこと。 一人一制度ひとつの番号の広報不足。と被保険者の無理解。 事業所側の安易な新番請求の黄格取得届。
7265	本庁	その他(本庁)	ないと思う。	専用の部署をつくり、重点的に取り組む姿勢をとる。	機械管理が始まる以前の記録については、しばしば手違いが見受けられる と7，8年前頃から認識していた。	窓口での手続き時などで、問題が発覚した時点で速やかに調査し対応すべきものと意識していた。 たまたま窓口等で発覚した場合は、それなりの対応が可能だが、それ以外のずっと以前の裁定分については対応のしようがない。 以前から認識されていた問題であり、当初から問題として取り上げるべきだった。
7266	地方庁	その他(社会保険事務所)	客観的にみて本人のものと特定できる記録について、中には本人が自分のものではないと強く主張されるケースがあります。 報道等で国側の立場で一件残らず解決するような事をおっしゃる方がおられますが、物理的に不可能です。 前述のような実状を正確に伝えておかなければ、約束不履行などと批判を受けることが容易に想像できます。	各種マスコミ等を通じ表に出る方において、ある種のパフォーマンスのような姿勢を改めて、実状を正確に伝えていただきたい。	平成17年採用当時より、基礎年金番号制度導入による負の遺産として捉えていました。当然自分が応対してきた被保険者の方々についてはその都度整理してきましたが、組織としては、裁定請求の時点で整理するスタンスをとっているものと思っておりました。 前述のとおり自分にできる範囲では対処を行ってきましたが、オンラインシステム内に収録されていない記録が存在することについては問題が取り上げられるまでまったく存じ上げませんでした。 ある時点以降で採用された現場職員については知りうるすべすらなかったのではないでしょうか。	(8)のとおり、採用当初より自分にできる範囲については問題解決に努めてきました。 組織としては納付率等、目の前のことばかり重要視し、記録については後回しにする傾向にあったように思います。昨今の記録問題への対応についても、実状を踏まえず先に期限を設け、常識的に無理のあるスケジュールを立て、結局整備が困難な状況にある記録を後回しにし、解決までの道のりが遠くなってしまっているように思います。 組織を取り巻く状況があまりにも劣悪で、追い詰められた現状において余裕を持った計画を立てることが困難であることは承知しておりますが、じっくり腰をすえて問題に取り組むべきだったと感じております。
7267	地方庁	その他(社会保険事務所)			宙に浮いた年金については基礎年金番号制度が始まった当初、被保険者から申出があってから統合する事務処理であったため、本人が手帳を紛失し、職歴を忘れていれば窓口段階で判明することは無く、当時からの事務処理に限界があった。ただし期間調査すれば判明するとの思いから、大きな問題意識は持っていなかった。消えた年金については全く知らなかった。	長期保険というとうり、長年に亘って記録管理をしなくてはいけないため、制度発足時から住民票と一体となった住所の管理や、法律改正時に先々を考えた事務処理システムを構築しないといけなかったと思う。 結果的に報道のとおりの偽名加入や架空社員などが生まれてしまったのかとも思う。
7268	地方庁	その他(社会保険事務局)		一日でも早く解決するよう、総出で取り組むこと。	年金記録問題は、お客様の死活問題と認識していました。 問題を知ったのは、社会保険庁に入庁する前に、マスコミの報道で知りました。	相談窓口で対応していたときは、大切なお客様の記録にもれがあってはならないという思いで、少しでも記録を見つけるよう精神誠意努力しました。 年金記録問題の反省点としては、もっと事前準備をしてから、ねんきん特別便を出すべきでした。何度も同じような調査依頼をお客様にお願いすることになり、現場の職員も混乱しましたが、受け取ったお客様はもっと混乱していたと感じます。2度手間、3度手間になった部分があると思います。
7269	地方庁	社会保険事務所課長級以上		長い間、年金記録を管理してきましたが、結果として漏れや間違いの記録があった事は残念であり、国民の方々に大きな不安を与え、早急に解決しなければ、いけない状況にあることは、 重々理解していますが、ここでまた事務処理に間違いを繰り返すことは出来ません。その点を踏まえた上で残りの記録問題に対しては対応対策、周知等をしていただきたいです。		
7270	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		欠落していると申出のある期間については、しっかり調査を進めることだと思います。	期間照会を担当しておりましたので、一人方に複数の年金番号がが払い出されているケースがあることは承知しておりましたし、コンピュウター一がない時代の仕事としては、当然起こりえることだと認識していました。紙台帳の管理には限界があったことから、紙台帳や氏名索引などで欠落している期間を探すことは当たり前であるとの認識で仕事をしておりました。	欠落していると申立のある職歴については、精一杯調査してきました。コンピュウターのない時代では、すべての方が年金制度に深い理解がなければ、記録を完璧に管理することはかなり困難であったのだと思います。しかし、オンライン化した際に記録問題の実態を明らかにして、国民の皆様の協力を得て、記録の回復に向けて対処していれば思います。
7271	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	職員による、地道な調査、検索作業を行うこと。	昭和62年ごろ、当時は制度ごとに別番号で年金記録を管理していましたが、同一制度でも、特に厚生年金保険では、転職の都度、新規の番号を取得するなどして一人で複数の手番を持つ人が存在すること、また、名前・生年月日を正しく届けないで手番を取得するケースもあること、 個々の事例としてオンライン上には収録の誤りや収録されていない記録もあること等を知りました。その後、基礎年金番号が導入されても、未統合の手番記録が残っていることは知っていましたが、それが5千万件という膨大な件数であることなどはこの問題が発覚するまで知りませんでした。	正確、適切な仕事をすることを常に意識し対応しました。特に、年金相談業務等においては、基礎年金番号で管理している記録を提示し、申し立てに照らし記録に間違いがないか、十分なる確認に努めておりました。 この問題については、年金加入時の各届出書のチェック体制の甘さもあったこと、オンライン化に伴う切り替え時にすべての記録を整備して切り替えられなかったこと、管理している記録をお知らせし間違いがないか確認していただくという作業を一切行ってこなかったこと、最終的に年金請求時に整備統合していくので大丈夫との判断の甘さが組織全体にあったこと等、反省しなければならないと考えています。
7272	地方庁	その他(社会保険事務所)	脱退手当金支給済みの方が、支給日に厚生年金加入してみえると、脱退手当金が取消されています。 本人は脱退手当金支給を受給しているのに、厚年年金の手帳番号を登録すると脱退手当不一致となるため(脱支給日に厚生年金加入のため)脱退手当金が取消されて年金を受給していま	研修や勉強会を行い職員のレベルアップをする。	年金手番の氏名や生年月日相違が多くまた、1人に対し年金手帳が何冊も発行されておりしっかり管理されていたのか疑問であり問題と思いました。 入社して10年くらいの時と思います。	職員の認識を高めお客様に直接対応している窓口職員を増やすことがよいと考慮します。
7273	地方庁	その他(社会保険事務所)	外国人の重複付番 外国人が年金制度に加入する際、氏名をカナで登録するが、読み方や氏と名の間のスペースの取り方の違いなどで、後から氏名で検索しても番号が判明せず、新しく付番してしまうケースがある。また、被保険者本人も年金制度にあまり興味がないため、年金手帳をなくしたり、加入していないと思い込んでいたりして、基礎年金番号が重複していることに気づかない。	・氏名をカナ以外(アルファベットやその他の文字)でも登録できるようにする。 ・厚生年金加入時の氏名の登録は外国人登録証を必ず確認し記載の氏名で登録する。 ・入国時に基礎年金番号を付番し、パスポート等にも記載する。	解決の難しい問題であると認識している。 年金手番が統合されていない人がいることは業務についてすぐ教えられたが、記録自体が消えている場合があることについては、ニュースで取り上げられて知った。手番の統合については、年金受給年齢までに統合されればよいものと軽視していた。	慎重に、正確な情報を被保険者に提供することをこころがけた。また、手番保有の疑いがある被保険者についてはその都度確認をとり、統合をすすめている。 過去から現在にかけて社会保険で取り扱ってきた情報に誤りがあったこと、およびその管理が問題となっているので、その点を反省し、正確な情報を適正に管理していくことが必要であると考える。
7274	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません	この問題は、国民の皆さんのご協力を頂かないと解決できない問題であり、ご協力をいただけるために、職員が努力を続けることが最重要と考えます。 また、ホームページを活用して進捗状況を開示するなど、国民の皆さんに情報を発信していくことも重要と思います。	平成19年にこの問題が取り上げられて知りましたが、当時は現在の部署にはいませんでしたので詳しくは知りません。5千万件の記録の問題であると認識していました。	この問題の反省点としては、「裁定時主義」、「申出主義」といった事務処理を何十年も続けてきたこと、それを変えようとしてこなかったことが挙げられる。 これを踏まえ、日本年金機構になっても、現在の事務が適切なのかを自問自答しながら、変更すべきは変更し、最適な事務が行えるよう対応していきたい。
7275	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般にどのようなことが知られているのかが、よくわからないので、答えるのが難しいですが、オンラインに照射されていないカセット記録がどのようなものであるか、また、年金記録の管理方法、またコンピュータの発達過程などについては、あまり理解されていないのではないかと思います。	オンラインに照射されていないカセット記録を全件、照射すれば、回答に困っている記録でも相当、解決につながるのではないかと思います。	年金記録は、後からつなげるものだと思っていた。基礎年金番号を導入したときに、記録整備を真剣にやるべきだったのではないかと思います。おそらく本庁では、問題がわかっていて、その困難性も強く認識されていたのではないかと思います。地方庁では、個別の事象から推測する程度の情報しかなく、これほどに大きなもんだに拡大すとは思いませんでした。	基礎年金番号導入後、過去記録整理の際にも記録整備までおこなう必要があると考えました。 また、過去記録整理についても、スケジュールを遵らせずに実施し、再々、通知するべきであとも考えました。
7276	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	具体的な方策はわからないが、解決に向け努力しています	存在を知らなかった	よくは解りませんが、年金が重要であるという認識が低かったのではないかと思います
7277	地方庁	社会保険事務所課長級以上		記録の専従職員を増員しての対応。	複数の番号を持っていても、年金請求時に記録が統合されると思っていた。 平成元年頃、年金給付課の時。	当時は、年金請求時の適正な把握に努めた。 しかし、昔の記憶は思い出せない方もいるので、やはりその時々に記録はきちんとしておかないといけないといけないと思う。
7278	地方庁	その他(社会保険事務所)				
7279	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	退職者、年金事務経験者、また、有能な新しい職員等の人材の確保を行う。また、単純な作業は派遣職員を使い、効率的に作業できる環境整備をし処理体制を強化する。	厚生年金については、採用当時の昭和60年ころより、重複し年金番号のある方は、記録照会のなかでは、多くあったと思います。年金請求時に番号を統合するという考えであったため、その都度に統合の案内は被保険者に伝えたが、問題意識や危機感はあまりなかった。国民年金については、平成3年ころより窓口対応をするなかで、未納期間の領収書のある方は納付記録の追加処理をした。領収書はないが、未納が不自然にあり納付済みを訴える方に直面したが、対応策がなく納付記録もれについての問題を認識しました。	被保険者にていねいな対応・説明を行った。それ以上の対応はなかった。
7280	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じておりません。		国民年金であれば、受給者については裁定時における旧台帳の記録の確認漏れであり、被保険者についてはpc処理へ移行する際の転記ミスが主な問題であるように思います。、厚生年金であれば就労についての聴取不足と期間調査の不手際であるように思います。特に期間調査に関しては、それに携わる者によって結果の如何に違いが生じるということが起こりやすいように思います。 問題として存在するということを知ったのは、今回の事態になってからになります。	とにかく、限りなく100%に近くなるよう記録を正していきたい。そしてそれは、ひたすらプラスにしていくばかりではなく、実はマイナスの年金額になってしまうがという場合であっても、きちんと伝えていきたいと思いました。 反省点としては、1、過去に何回か「転記」という作業がありましたが、その作業には必ずミスがつきものと思うが、それに対する対応が甘かったのではと思います。2、年々受給者が増えていくことはわかっていても、それが事務処理の中でどの程度の負担となるのか見通しを立てることができていなかった。処理の速度は気にしても、多くの法改正・事務処理の変化を経て、裁定時記録をきちんと整備したうえで年金額を決定するためには今何をしなければいけないのか、社会保険庁として迅速に対応する必要があったのではと思われます。3、社会保険庁の組織としての人材育成力は各法律・過去の事務処理に対応できるものであったでしょうか。例えば大学校の研修内容は職員のレベルアップを確実にする必要があると思います。 これからは、法令・事務処理・組織の流れなど、職員が認識を共有していくことが基本的な前提になると思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7281	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	現在の年金問題の根幹は、オンライン化の際に、データ処理の誤り等が積み重なったものであり、年金記録の管理体制にあると考えます。 現在は「ねんきん特別便」やその他、さまざまな調査が実施され、国民の皆様にご協力をいただいており、その調査をすみやかに行うことが基本です。 年金記録問題の解決の前提として、データ化された記録と紙データの正確な照合・確認作業が必要ですが、その作業には、やはり私自身の業務経験をふまえて考えた場合、お客様と接する事務所では無理があると思います。 接客や電話、通常業務の片手間に処理できるものではなく、この問題に卑従して対応する部署が必要ではないかと感じております。 また、作業の効率化はもちろんですが、正確性を重んじて、作業に取り組む職員一人ひとりがスキルアップに努め、私自身も自己研鑽に努めたいと思っております。	問題の存在は、マスコミ報道を通して知ることとなり、正確な時期についてはわかりません。 現在の年金記録問題は、保険料を納めていただいたお客様の老後の生活の基盤をなす年金制度そのものを、根幹から崩壊させかねない緊急の問題だと思います。	お客様の立場・ご意見を第一に尊重することを心掛け、加入記録の確認に漏れが生じないように十分なコミュニケーション・調査を行い、正確な加入記録に基づく年金裁定を迅速に進めるよう努めて参りました。 しかし、年金記録問題が表面化するなかで、これまで存在そのものが周知されていたとは思えない旧台帳記録などが明るみになり、再裁定となったものがありました。 結果的には、お客様への聞き取り調査の不足であったと反省しております。 しかしながら、昨今の年金問題において、未だオンラインデータ化されていない年金記録が存在していたこと事態が、お客様に対応しなければならない第一線の職員として、戸惑いを感じています。
7282	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	緊急の課題ではあるが、あわててさまざまな事業を乱発しても国民や現場の混乱を招くだけなので、ひとつひとつ着実に処理することが肝要と考える。 特別便は必要なものではあったが、現場の受け入れ体制・中央のサポート体制が不十分な状態ではじまり、回答までに大変な時間がかかるという事態を招いた。 緊急のものだったため仕方のないこととは思うが、そのことが分かったとき、たとえばTV等利用して詳細な状況とお詫びをするなど広報が弱かったと思う。 混乱を収束できないまま次の事業を起こすのは、たとえ必要なものだったとしても余計に時間を掛けることにつながるのではないか、結局は鳴り物入りで新しい事業をどんどん起こすより着実に一つ一つ処理していく、また、それがしやすいようにサポートする、そういったことが必要と思考	未統合の手番が多く存在することは、勤務しはじめてすぐに知ったが、手番に登録されていない記録が存在することは知らなかった。 そのため、年金請求時に一人一人整理していけば整理は完了するものと認識していた。	前述のとおり申請に基づいて処理を進めようと考えていた。 状況の正確な把握ができていなかったことによるため、中央のもつ情報を地方に流し、的確な指示をすることが必要だったと思う。 また、長く保留してきたものであるために動きにくくなっていたと思われる。その点でも強力な指示は必要だったと思う。
7283	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じておりません。	記録問題専門の別組織を立ち上げ、リソースを集中する。通常業務を抱えながら記録問題にも対応というのでは結局どちらも滞るし、照会センターに業務集約しても被保険者からの直接の照会には回答していないので、記録調査専門の完全な別組織にし、記録の調査や回答など一連の業務を全てそこで完結させる形が望ましいと考える。半端な業務集約などは無意味であるといい加減理解すべき。	採用後、平成17年ごろに手帳を複数持っている被保険者からの照会を受けた際、基礎年金番号制度導入時に統合されなかった番号が残っていることを知った。裁定時に被保険者の記録は全て調査し、統合するため、特に問題はないとの指導を受けたので、制度上ありうるケースなのだと考え、特に問題とは認識しなかった。受給手続き前に本人からの申し出があった場合のみ、対応するものだと指導を受けた。	制度上そういうものだとの認識のため、特別な対応はとっていない。205届を送付し、統合後に記録照会回答票を送付した程度だと記憶している。 結果的にはそういった積み重ねが年金問題の原因となったわけだが、当時の社会保険の対応としてはそれが妥当であることになっていたので、問題を予見することは常識的に考えて不可能であったと思う。
7284	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	・対面方式による個別相談が有効と思います。(多くの人数が必要になるため、現状では厳しいとおもいますが)	・年金受給権に係わる重要な問題。 ・マスコミ等の報道による。	・お客様に対し、どうすれば昔の記憶を思い出していただけるかを、工夫しながら相談にあたりました。
7285	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	原票・台帳にて照合・確認。	年金手帳を1人に何枚も交付していることが問題。	記録に相違があれば、原票・台帳と照合し回答してきた。また機会ある毎に手帳番号統合に努めてきた。 記憶違い・事業所届出誤りのケース多々あるも、当方全く信用ないため、回答→苦情の繰り返し。
7286	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		入庁したときは、WMの記録は全て正しいと思っていましたが、そうではなかったため、なぜ今までそのような事実が確認できなかったのか過去のずさんな体制に憤りを感じます。知ったのは、マスコミ等で取り上げられるようになってからです。	時間はかかりますが、申出があった方から順に記録を確認しています。今のように記録に誤りがあることを早めに気づき、対応するべきだと思いました。
7287	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金の古い記録がWM上で確認できないこと 確認するためには、業務センターに依頼して何ヶ月もかかる	業務センターがカセットをすべてあければ、特別便等の回答も早くできる 12月にすべて開くと聞いているが、もっと早くにすべきだった	現在のように基礎番になる前、年金手帳を一人の人に何冊も発行しすべての手帳の番号を統合できなかったときに、漏れが生じる。あるいは、紙で記録を扱っていた時代にその管理がきちんとされていないで記録がもれる場合がある。 本人の側の手落ちと社会保険庁の側の手落ちの両方の場合がある 以前、何年も前に年金の期間照会の回答の業務に携わったときに、上記の理由から記録がもれることがある事は知っていた	機械化する前の時代から現在のことを見据えて、記録を管理していなかったことが一因と思われる。
7288	地方庁	社会保険事務所課長級以上	現在対応しているもの以外に思い当たらない。	記録の確認について、事務所に来訪困難な年金受給者への対応のため、訪問して記録確認をする人員が必要と考える。	厚生年金台帳を紙で進達していた係員の頃(年金記録の機械化を進めていたS55頃か)、業務センターから年金記録の「事故リスト」が送付され、その処理を行った際に、業務センターでの入力誤りや記録不整合があることは認識していた。 また、取得届の1部を入力用として業務センターへ進達していた際に、事業所の誤記によるものがあるものと思った。 基礎番号以降に、年金相談窓口をしていたが(H9～14頃)、手番記録は、コンピュータにほとんどか収録されているものと認識しており、それ以外は別途、本人からの「期間調査申出」により対応していた。 なお、それにより判明する手番もかなりあったものと記憶している。 その際、氏名のカナなど正しく収録されていない記録ががあるものと認識していた。	年金記録は、本人の申し出に基づくものであるという「申出主義」であった。 今となってはの話になるが、基礎番号の際、積極的に記録を照合していくことが必要であったと思う。 また、氏名、年金番号の有無、報酬等について事業主からの正確な届出を徹底することも必要と考える。 さらに、お客様への厚生年金の報酬の決め方(基礎届)など、周知することも必要と思う。 一方現在も、記録確認には、本人の記憶を確認する「アナログ」な事項は欠かせない。 年金記録には、本人にしか確認できない事項が多く、毎年収録された記録が 正しいものと確認できることが必要と思う。 (定期便の報酬に関する申立など、何年か経過してから疑問に思う方が多い)
7289	地方庁	その他(社会保険事務局)			ニュース等で報道されて知りました。	職員個人のモラルと管理体制が徹底できていなかった部分だと思います。
7290	地方庁	その他(社会保険事務局)	受給者の特別便等調査・記録問題処理後の問題を記します。 特別便以降、記録判明統合して再裁定請求後に当初1年以上経て支給されていましたが、まず年金証書の再交付発送されます。待ち続けた受給者は年毎の年金額が記載されておりますので、この額が支給されるのかと来所または電話問い合わせをします。時効についての文面も理解できない受給者の大半が問い合わせをします。 年金証書発送翌月には支払通知書が届きますが受給者で理解できる方は皆無です。調整額が入ると職員でも即答はできませんので原漂改定画面を熟考してから説明するか、業務センターの業務課支払係に問い合わせをしてから説明します。通知書も明細と別々の月に発送されることも多いです。 過去に遡った源泉徴収票についても同様に説明しないとならず、これを事務所の年金給付課で延々と繰り返しているのですから新規裁定他の業務が滞る原因となっております。 お客様にしてみたら年金証書、支払通知書、明細書、源泉徴収票と4回に渡り書類を受け取りそ	まず再裁定後の年金証書発送と支払通知書を同時に発送したらよいと考えます。次に年金証書への年度毎の年金額記載もなくすか分かりやすくするかです。最大の問題である支払通知書の書式内容を受給者の立場で作成しないと解決しないです。例えば「お返ししていただく金額」などは分かりづらくしている表現です。WMで通知書内容が見れないのですから電話対応も厳しいです。業務センター業務課支払課でも送付されている通知書が画面確認できないのですからお客様が待参しない限り説明できないのです。画面確認できる通知書にする必要があります。調整が入った場合など、どうしてこの額なのかを各項目ごとに記載しない限りこの問題は繰り返されます。	保険は納期の最も長い商品である(納品まで数十年ある)ことによる甘えから生まれたものとして認識しております。銀行、証券、保険など金融庁管轄ではありえないことですので驚きました。金融庁管轄以外の金融機関の諸々の取り扱いが雑であることは銀行、保険業界では共通の認識ではありました。 在籍後は過去の問題として捉えている人が多いことにも驚いております。 国民生活の根幹である年金の保険料を預かる重要な一つ一つの積み重ね仕事であるとの認識を一人一人ができているかということが記録問題であると認識しております。 特別便発送後の任期付任用職員ですので当初より知っておりました。	年金給付課に配属され、記録を積み重ねる被保険者でなく受給者を主としたお客様対応となりますので正しい記録であるかどうかの確認、説明を心がけました。 裁定請求審査においては相談室での記録確認漏れ等を確実に防止しました。 朝から晩まで来客と電話応対で追われ、待に特別便の回答がないとの問い合わせが一番多いのですが一人一人の記録を詰めてあげられないもどかしさを感じておりました。 現時点で振り返りますと適用・国年業務の知識不足でお答えできなかったり、詰めきれなかったりしたことが反省点でありますから日々知識の習得を心掛けます。
7291	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	不明	基番導入以前に健保・厚年適用業務に携わったことがなかったが、事業所が変わるごとに新しい年金番号を取得する方氏名、生年月日を変えて取得手続きをする方がいることは認識していた。 いつ頃かは、不明	窓口・電話等対応の中で年金番号は一人ひとつであることの説明、年金加入記録を年金手帳に記録することを説明した。 また、届書処理の過程で基番統合されていない記録と思われる記録が確認できた場合、ご本人へ連絡をとり手続きのお願いを試みた。
7292	地方庁	その他(社会保険事務所)		最優先でやるしかないと思います。	これほど社会的問題になるとは思いませんでした。数年前からです。	問題の解決に向けて最優先で取り組むべきであったと思います。
7293	地方庁	社会保険事務所課長級以上	別に無し	信頼回復のため急ぐことも必要と考えるが、正確さがともなっていくのかが心配である。人員、時間、スキル等考えた上で年金記録の統合の計画を立てたのではないのでもう少し時間をかけても、丁寧に業務をするべきと考える。	年金手帳については、新規作成が容易になされ(会社の取得の際に30代～50代で年金手帳の新規作成、後で重複処理すればいいのでひとまず新規の手帳き等)手帳の再交付も無料のため個人の管理がおろそかであった。前記の対応のため一人で10冊以上も手帳の交付をしている人もいるなど、年金問題が起こる事は想定できたのではなかったか。	あくまでも手帳は一人一冊との考えを持って対応をするべきである。また、偽名年齢詐称等の問題もあり、危険な考えではあるが国民総背番号等の内容しか解決はないのではと思う。また、第三者委員会での記録訂正の内容もまじめに支払ってきた人たちから見ればどうかと思うものもかなり多いのも事実であるし、正直者が馬鹿をみる制度だけにしてはならないと考える。
7294	地方庁	社会保険事務所課長級以上	思いつかない	現在、社会保険庁にある記録を、お客様の協力を得て、訂正していくしかないと考えます。	宙に浮いた5000万件の年金記録の問題のことでいえば、基礎年金番号に統合されていない記録、もしくは加入して納付したにもかかわらず年金受給に結びついていない記録のことと認識していました。マスコミで報道されるようになってはじめてその件数の多さに驚きました。	WM上の不完全な記録を、できるだけ本人記録として確認可能な状態にするよう、また誤りのないように正確な記録補正を心がけました。 今になって思えば、紙の名簿の記録をWMに移しておけば、かなりの数の記録がご本人の記録として統合できたと思います。
7295	地方庁	社会保険事務所課長級以上		早期に解決を図りたいのであれば、業務に精通した人員を増やすしかない。	元々、国民年金担当でしたので、国民年金に関しては、時々、納付記録の漏れを見つけることもありましたが、それは、ごく一部のことと思っていました。 また、厚生年金については、直接には担当したことがなかったので、今回公になるまでは、これほど不備があるとは知らなかった。 ただ、宙に浮いた記録については、社会保険だけの責任ではなく、事業主・被保険者にも責任の一端はあると思っていました。	ご本人からの申出に対し、できる限りの調査をし、誤りのない処理を心がけています。 一番大きな原因は一人の人に複数の番号をふったこと。一人にひとつの番号をすべての被保険者にわかってもらうことが重要。 年金制度についての周知、広報が不足していると思います。
7296	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。		期間調査という業務に携わったときから。 期間調査という業務自体がおかしいわけではなく、期間調査業務を行った際、未登録の記録があったり、カッセットに収録されている記録があることに疑問を感じておりました。全体の作業で登録記録の確認が必要ではないかと思い、研修等で意見として発言したりしましたが、変わる様子はありませんでした。	収録記録の確認作業を行っていただきたく、研修等の場で意見として発言しました。 長期間に渡り、記録を管理していくことの難しさを理解し、業務に従事する意識が足りなかったのではないかと考えます。
7297	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	年金記録を追加すると受給額が減額になる方、加給金等が返納になる方などが多く存在すると思われるが、その方々に対して従前額保障等何らかの措置をすべきだと考える(本人に責がない場合)。試算した結果、減額になる場合、統合を希望されないこともかなりの件数あると思われる。記録解明を優先させるのであれば、受給額の減額について、何らかの特例措置を行うことが必要であると考える。	マスコミ等で今回の年金問題が大きく取り上げられるまで、これ程までもの問題があるとは思わなかった。確かに以前にも国民年金保険料の領収書を持ってあるが、納付記録になっていない場合も数件あったが、ほんの一部のわずかな誤りが判明したとの認識しかなく、まさか誤り等がこれ程多いとは、唖然とした。厚生年金記録についても、一部に氏名の登録誤り等があることは認識していたが、機械に登録さえされていない記録などが多数存在することに驚いた。十数年勤務しているが、これほどずさんな記録管理であったことは、現場で働いている職員としても、意外なことだった。	平成9年に基礎年金番号を導入したときに、手番記録の統合等、一人一番号を徹底的に推し進めるべきだったのではないか。年金受給請求時には記録も整理されるだろうと考えていたが、年金相談窓口が大変混雑し、待ち時間も長くなり、一人の方にかける相談時間もあまり長くかけられないので、年金相談時の記録確認もおろそかになっていたのではないかと考える。現在、年金相談窓口を担当しているが、できるだけ記録の確認を充実させようとしているが、やはり待ち人数、待ち時間が気になり、あまり長く時間がかけれない。できるならば、世間話や昔話などもしながら、人生相談等も受けながら年金相談を行いたいが、年金相談窓口の混雑状態だと、事務的に処理を進めるしかない状況なので、年金相談窓口への人員の充実を図って欲しい。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7298	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	広報活動を多くし、事業主及び被保険者等に社会保険制度のしくみ・内容等をより理解していただくよう一層努力が必要と思われます。	保険料の徴収率の問題もありますが、遡っての資格喪失や報酬の操作は被保険者の受給資格や金額に反映されてしまいますので、好ましい状況ではないと思っていました。耳には入ってきましたが、いつ頃かは、憶えていません。	いつ頃かは憶えていませんが、徴収率は考えていませんでしたので経営難による事業主からの納付相談は、健康保険の資格も絡んでくるため資格喪失はせず、自身の給与の実態を調べたうえで喪失しない形で相談には乗りました。また、事業主以外は訪問等説明し届出できない旨説明。 実質実行したかは不明ですが、最近では、一層経営が困難になっている話は聞きますが、職員
7299	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金任意加入期間中に厚生年金記録が判明し、統合した場合、厚生年金喪失後の国民年金任意加入中の納付は、還付することとなっているが、既に基礎年金受給者の中には、国民年金保険料還付額、老齢厚生年金の追加支払い分より、多くの返納金・受給額の減額が発生してしまうケースが多くあると思います。 国民年金任意加入者は、自らの意志で保険料を納めていたにもかかわらず、すべて還付した上で、年金額の減額や返納、ともすれば、受給権がなくなる恐れもあると考えます。 先日、3号被保険者の特例認定者については、申出書を提出することにより、年金額の返納金は、発生させないとの内容の通達が出ていました。3号被保険者に対する救済措置を設けるのであれば、国民年金任意加入者にも救済措置を設けるべきだと思います。	3号被保険者のように本人の意志確認もした上で、救済措置を設けるべきだと考えます。	約5年ほど前に、厚生年金の記録照会(他庁照会)を担当していたとき、被保険者の方がおっしゃっている、昔の勤め先の厚生年金記録がなかなか見つからず、苦労をしていたときがありました。 時折、名前が間違えて登録されていたということがあり、見つからない(見つけられない)記録があるのではないだろうかと、思うことがありました。	他事務所からの照会には、見落としをしないようにかなり慎重に旧名簿(紙台帳)を探す努力をしていました。 厚生年金については、制度発足時から名簿に名前のふり仮名や住所の記載を行っていなかったことがそもそもの原因であり反省点だと考えます。そのことが出来ていれば、オンライン収入時に機械への記録移管が出来ていなくても、後々名簿でもう少し容易に記録を発見することが出来たのではないでしょうか
7300	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	機損に行けず、処分されたにも拘わらず厚生労働省に行けるラッキーな人や、逆に行き場のない人を集めて、集中的に事務に当たらせてはいかがでしょうか？ 素人を新たに雇うよりは業務に習熟しているのでよろしいかと思います。	大きな問題と認識しました。 現大臣が国会で騒ぎ出したころです。	特に何もしてません。 本業の片手間で片付けさせようとしている点。
7301	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金請求時までには必ず確認しないと正しい金額で受け取れなくなる(請求時までに確認すればよいが、記憶が曖昧になるといけないのでなるべく早いほうがいい)という認識でした。 詳しい内容を知ったのは特別便のころでしたが、採用後1年以内くらいには未統合手番があることは漠然と知っていたと思います。	来客応対時、年金手帳などに手帳番号の記載があれば統合済みかどうかの確認をしたり記録と関係のない用件(喪失証明など)でも氏名検索をしたときには他手番がないかの確認を徹底することは心がけました。 コンピュータ化の際は時間がかかってもきっちりと移行させる必要があったと思います。(カナのみの登録をしたこと、入力のチェックが甘く誤入力が多く残っていることなど)
7302	地方庁	その他(社会保険事務所)			本人が年金を受給される際に統合すればよいというスタンスだったという認識でいました。	本人への回答まちでは、100パーセント統合はやはり不可能ですし、制度のPRのないまま何十年も経ったなかでは遅すぎました。 来所するお客様への記録統合への、確認・聞き取りをことあるごとに、十分にやっていかなければならないと思います。
7303	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	とにかく着実に処理を進めていかなければならないことは言うまでもありませんが、やはりマンパワーが必要です。それも内容を熟知した職員がやらないと記録整備が不十分だったり、他人の記録を統合するなどの事務処理誤りが多数発生する危険性があります。システム開発もした上で、経験の豊富な職員が、問題解決に向け頑張っていくしかないと思います。信頼回復は記録問題を解決することはもちろん大事ですが、対人ですので、お客様への対応等も、大きな位置を占めていると思うので、更なる職員の接遇向上を図ることも必要と思われます。	年齢を重ねるほど、記憶力は衰えていくので、早めに記録統合しなければならないと感じていました。また、本人の記録と特定できない記録は、やはり宙に浮いてしまうのではないかと危惧はしていました。1人の人が多数の記号番号を持っていることがあるということは、昭和60年ころから知っていました。	事務所の窓口で相談を受けた場合は、他に記録がないか丹念に聞き取りして、重複取消ができるものは、できる限り処理するようにしていました。基礎年金番号にもっと早くすればよかったことと、基礎年金番号にしたときに、もっと危機感を持ち、職員だけでなく、国民全体に周知徹底を図らなければならなかったと思います。
7304	地方庁	その他(社会保険事務局)				
7305	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	これからも広報等により年金制度についてお知らせをし、関心をもっていただけるよう努める。 現在照会をいただいている分については、地道にこつこつと処理していくしか無いと思います。	問題になってから、初めてご自分の年金加入記録を確認される人がいかに多いか、職歴が判らない人がいかに多いか知らされた。 平成19年1月。	ひたすら辛抱強く丁寧にご本人の話を聞く。 本人からの申請を待つのではなく、もっと早くから個人の住所登録等をし、加入記録の通知を行なっておればよかったと思いました。
7306	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に分かりません。	人と時間をかけて根気強く取り組むこと。	早急に取り組むべき問題として、認識していますが、問題が存在するのを、知ったのは、特別便が送られる頃です。	そのときは、まだ、社会保険事務所に、勤務していませんでした。反省点としましては、特別便、定期便のようなものを、もっと以前から、出すことができればよかったと、思います。
7307	地方庁	その他(社会保険事務所)	基礎年金番号導入時、統合を先送りにした結果、「もれ」となっているものもあり、社会保険庁も悪いが、被保険者も手続きをしなかったこともあるのではないのか。そういったことをせず、全部社会保険が悪者。 一般の再裁定は4カ月ぐらいではあるが死亡および選択の絡むものは1年以上かかっている。	面倒なのを先送りして、簡単なものから進めていると聞く。支援で行っている者に簡易なもの等振り分けをうまくしていくようにしなければ進まないのではないか。 また、意味の分からない返礼も多々ある。	切り替えていない記録があることにビックリ。平成18年秋ごろ、社会保険庁に勤務経験のある者から聞きました。 統合になっていないのがあると聞いていたが、その時は、相当混乱するし、短期間で収束するといいが、長引くとねんきんそのものに影響が出るのではないかと危惧していた。	請求主義。
7308	本庁	その他(本庁)	[redacted] また、国民年金の手帳番号の住所設定で意図的にお客様が全く居住したこともなく、本人の勤務地の所在地でもない縁もゆかりもない土地に住所設定されている事案もありました。お客様から「私は生まれてこの方、広島市内から住所を動かしたことはないのになぜ広島県xx郡に住所設定されているんだ」と言われたこともありました。	定期便の関係で健保組合加入者のお客様にも住所設定をするようになって解決できたのだと思います。	19年ごろからマスコミ報道でさかんに言われるようになって、初めて知りました。 私が入った12年ごろには手帳統合は年金裁定時に完全にできているものと教わりましたので。 あるお客様は約30年前(昭和51年度分)の国民年金の領収書を持参されて国民年金の納付を確認するとWMでもマイクロフィルムでも納付済になってなく、「消えた年金」を実際に見て愕然としました。 そのお客様は奇跡的に約30年前の領収書を持参されていたので、納付がスムーズに認められましたが。通常は約30年前の領収書を持っているお客様はまずおられませんので、第三者委員会に申請しても「証拠がない」と言うことで認められない可能性もあります。	徴収を重視し、給付を軽んじた結果だと思います。役所の感覚では「お金が欲しいなら自分で手続きに来い」ですが、年金の書類は煩雑であり一般のお客様の感覚では「年を取ったから国が勝手に振り込んでくれるもの」との認識があり、このズレが問題の一因ではなかったのではと思います。 19年6月ころより年金騒動で、臨時に毎週土日も開庁してましたが、私は土日も含めて、2ヶ月ずっと出勤しました。 これだけの騒動になってお客様に対して申し訳ない気持ちがあったので、ここまで頑張れたのだと思います。
7309	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	ねんきん定期便等を活用してお客様にご自身の記録を確認していただくことが第一歩だと考えます。また、制度に対する誤然とした不安やマスコミ等からの誤った情報で、正しく制度が理解されていない面も大きいので、年金教育の充実(中学校・高校での年金教育は効果大と思われます。)・さまざまな媒体を通じた広報が重要であると考えます。	新規採用されてから平成20年7月まで社会保険事務局に所属していたため、年金記録問題が国会において質疑された時期ぐらいから知りました。 当時は、未統合の記録がこれほどあり年金受給者の記録も多数含まれているとは思わなかった。	社会保険事務局に所属していたため、各社会保険事務所への支援を懸命に行っていた。 記録確認のためにねんきん特別便を全ての方に送付されましたが、事前の準備が全くされていなかったため、日本全国大混乱に陥ったことは大変反省すべきことであると考えます。(住所の登録の整備がされていないため未着が大量にでた。相談対応の体制が整っていない状態で大量に送付されるため待ち時間が長時間化した等) 今後、日本年金機構が発足するに当たって、年金記録問題の解決のためさまざまなアプローチを行う際に、行った行為がどのような影響を及ぼすか、体制はきちんと整っているのか等、行った行為がきちんとお客様のプラスになるよう分析した上で行っていくべきです(いままでは全てが後手後手なため。)
7310	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	事実の全国民の皆様への周知。 全国民の皆様への事実解決に向けた協力のお願い。	国民の皆様の老後の生活を揺るがす重大な問題だと感じました。 未統合記録の5千万件、旧台帳の未収録件数などは現場では把握できませんでした。これらの事実を知ったのは、新聞テレビ報道と同時期です。 国民年金の領収書が存在するのに、納付記録がないという状況は以前から新聞の地方版などで報道がされていたと思います。	国民の皆様の一人ひとりの声に耳を傾け、事実に近づけるよう努力したつもりです。 しかしながら、同一人物に何冊もの手帳が発行されてしまったり、お客様自身が年金手帳や厚生年金被保険者証を紛失した場合など、制度上の問題として現場・窓口での対応の限界を感じました。
7311	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金記録は、大切な個人情報なので、現在のように本人からの申し出や聞き取りなどにより丁寧に対応するべきだと思います。	年金記録問題は、制度や業務体制等の要因が積み重なって生じた問題だと思います。 年金記録問題が存在することを知ったのは、直接業務に携わってなかったこともあり、テレビ等で報道されたときです。	年金記録問題については、一人一人に対して丁寧に対応するよう心がけています。 今後このような問題が起きないようにするためにも、日々の業務を適正にすることが大切であると思います。
7312	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていないかどうかは分かりませんが、基礎年金番号導入前の国民年金、厚生年金の番号を統合する際に、ネックとなったのが、3号未納の問題ではないでしょうか。生命保険会社で多いのが、友人から名前だけ貸して、あるいは、説明会だけ出席してと言われ、そのことで、本人の意識のないまま厚生年金に1ヶ月あるいは短期間だけ厚生年金に加入していたというケースが少なからず存在しました。当時、基礎年金番号の統合は、社会保険庁として本人に通知を送るなどの政策は積極的に行っておらず、年金請求時に統合するとゆうのが主流でした。そのため、年金請求時に、3号未納が確認されるとゆうケースが多数存在しました。厚生年金が長ければ統合した結果、本人の年金額が増額するため、あまり問題にはならないが、そもそもそういったケースは、厚生年金加入は短期であり、本人の認識がないため、そのことで統合により3号未納が発生し、年金額が減額となってしまいます。そのことを本人に説明すると当然に本人は「私の記録ではない」と、回答します。本人が、記録を認めなければ記録統合はできませんので、	これについては、3号特例制度ができたこと、あるいは、年金受給者については、年金の返納がなくなったことで、解決可能となったと思いますが、まだ、特に受給者に関しては、記録統合することで、年金額が減額になると思っている人が、いるのではないでしょうか。政府広報を積極的に行うことにより、こういったケースにより記録統合のできていない記録が統合されるのではないでしょうか。	・8年ほど前に年金給付課に配属された時に、認識しました。手帳記録を氏名索引で探す際に、本人の氏名を違うフリガナでも探してみてと教示された時は、これは問題があると感じました。しかしながら、そういった形で検索した際に、本人が申し立てる期間が確認でき(確認できない場合は、当然、照会票は提出してもらい記録確認はしています)、機械化に移管する時の、ありうるケースであると認識しました。 ・本人が短期間のみ働いていて、本人すらも働いていることを、忘れてしまっているようなケースが実際に存在します。この場合に、当時、事務要領上、本人に会社名を告げて確認することができませんでした。これは、当時、非常に苦労し、問題であると認識しました。	社会保険庁には、事務所から意見を上げました。ただ、全国には同姓同名、同生年月日の方が存在するケースがあるため、万が一、本人のものでない記録を統合してしまえば大問題になることもあります。当然、意見など無視されていましたが、当時とすれば、仕方がなかったとも思います。(7)で回答した3号未納のケースもそうですが、変な言い方ですが、問題となって、やっと現場から言い続けた、当時とすれば「バカな意見」が、年金記録問題により「正当な処理」として社会保険庁から指示され、救済法にも繋がったとも思います。私達は法律で動いている以上、法律、あるいは業務マニュアルでしか対応できないし、説明ができないことは確かです。現場の声、意見を上げても、それを吸い上げ回答を出す側も、同じ立場です。問題を、問題として認識を共有できないことが反省点だと思います。第三者機関的な、機関を立ち上げ、法律を超えた意見を吸い上げ、それを吟味し、今後の法改正や、業務マニュアル作りに反映させる必要もあるのではないでしょうか。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7313	地方庁	社会保険事務所課長級以上	厚生年金保険第四種被保険者として、240月の加入期間を満たして受給権が発生した受給権者に、過去の厚生年金記録が判明した場合に、240月以上となる第4種被保険者期間を削除することによって、年金額が減額となる事例が少なからず発生しております。第四種保険料は当時の金額で還付されますが、年金額が大幅に減額となる場合に「なぜ自身が納めた保険料をわざわざ還付して、年金が減額されなければならないのか」と受給権者のご理解を得ることが困難な状況です。第四種は240月(35・40歳以降180月)を満たすための制度ですから法律的には止むを得ない処理ではありますが、記録問題の特例として、判明した記録を追加して240月超過になったとしても、第四種期間を削除して保険料を還付することはせずに年金給付の対象とした方が、一般的に馴染む取扱いであると思います。第四種期間を削除して保険料を還付した方が有利になる事例もありますので、脱退手当金の取扱いと同じように受給権者からの申出により、期間削除及び還付を行なうことが望ましいと考えております。	記録問題に関わる特例として、通知を発出していただければ、法改正を経ずとも対応できるのではないでしょうか。	平成8年に年金相談業務に携わり、再就職にあたり前歴を隠したいお客様や、若い頃の短期間の勤務歴を思い出せず"年金手帳も散逸しているお客様が多く、「消えた年金」ではなく統合もれが多く生じていることを認識しておりました。それは基礎年金番号制度になり、お客様に過去記録の照会をしても解決されていない状況でした。制度発足当初から、現在の様にコンピューターによる氏名索引で全国の記録を瞬時に把握できる体制でなかった以上、統合もれは被保険者本人の申告による自己責任に起因する制度になってしまっていたと認識しておりました。国民年金保険料の、郵便局などの金融機関や市町村また社会保険事務所職員の着服については想定外で残念でなりません。	統合もれの記録については、年金相談時にお客様に的確な情報を提供して、本人確認に努め記録統合処理に至るよう対応いたしました。反省点は厚生年金記録であれば、業務センターにおいてカセットオープンを早い時期に行なわなかったこと。国民年金記録であれば住所入力を全ての記録に対して行なわなかったこと。完納記録であっても全ての記録をマイクロに納めなかったことを挙げさせていただきます。
7314	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	①決着地点をよく考えて、解決に向けての行動をとる。→人員や対応策が無いのに、闇雲に何でもかんでも思いつきで上から押し付けるような方策は意味がないと思います。特別便・定期便・～便等は混乱を招きさらにミスを上乗せしただけで(別人の記録を統合など)根本を解決するには不十分だったと思います。 ②人材の確保。→人が起こした問題は人にしか解決できないため、よく考えて行動するには、よく考えて行動できる人間が必要であると思います。多くの問題を解決するには現場をよく知る人間が最低限必要であり、百歩譲る気はないですが、譲ったとして公務員で無くなったとしても、年金記録問題で処分を受けていない処分歴がある現場職員がいなくなっては意味が違い、解決にむけて対策とは思えません。そういった事がわからない人材は要らないので、何が一番やらなくてはいけない事か、しなくてはならない事かを考えれる人材が必要だと思います。 ③責任を明確にし、これからの問題を解決していく職員のモチベーションを保つこと。→今いる職員が悪いような事になっていますが、実際は違うと思います。自分が生まれていない時期の問題でその責任を取れ(ボーナス返上や、公務員で無くなる、分限免職等)は単なる八つ当たりやスケープゴートでしかなく、解決に向けて仕事をしている今いる現場職員のモチベーションを保つのが難しく、さらに問題を引き起こす可能性があると思いますので、きちんと責任を明確にするべきだと思います。 まだ色々あると思いますが、何を言っても伝わらないと考えますので最低限でやめます。なぜなら、組織のトップがすでにだめだからです。組織のトップが自分のやりたい放題な仕事仕方(問題解決のためではなく、自分の気持ちのためにしか考えていない)しか考えず、本当にやらなければならないこと(相手の立場に立った行動で、当たり前のことを当たり前にする)ができないからです。リスタートプランの時にも書きましたが、こんな人材しかいない組織に問題を解決することはできません。このアンケートにしても個人IDが特定できる時点でアンケートではなく、踏み絵と同じものであり、解決に向けてとありますが意味が無いと思います。組織も民間になりいつ組織の責任を押し付けられてクビにさせられるかわかりませんが(自分は最初から覚悟しています、納得はできませんが)、せめて少しでも伝われば!と思い、あえてこの用な書き方をしました。最後	国民年金課に在籍していたため、受給者については知りませんでしたが、採用されてから1ヶ月くらいで被保険者の記録は統合されずに残っている記録があるとしりました。ただそれは年金請求時に統合されるため、今の時点では問題無いと上司に教えられたため、その事自体が問題であると認識はありませんでした。	問題と認識していませんでしたが、問題が起こってからは少しでも解決するよう必死で対応しました。 反省点はこれらの問題を引き起こしてきた、過去の職員のせいです。公務員は全体の奉仕者であることを忘れ、世のため人のために仕事をしてこなかったせいです。今の現場にはそんな職員は少ないと思いますが、また、これからは民間になるので公務員としての心構えではなく、人として当たり前のことができる心構えをもつことが大切だと思います。
7315	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知らない。	地味に誠心誠意を持って、人員を投入するなどの人海戦術しか解決がないと思われる。 その解決の方策についても側面的な精度のより高い検索システムの開発を急ぐべきである。	認識していなかったが、この数年の年金記録問題ではじめて知った。	今日の年金記録の問題が、過去の先人たちが年金を支払うという原則を果たす気がないと思えるように誘導されるかのように中央官僚の無責任さによって仕向けられていた結果と思う。 年金制度の重要性をきちんと義務教育の場からやってこなかったことに起因しており、その結果が、記録管理の重要性と将来への責務がかけたいい加減さと無責任さとなっている。 対象者に対しての職場等の機会をつくり対象者に対する記録復元努力に対応している。そのような粘り強いことでやりぬくことしかないものと思う。
7316	地方庁	その他(社会保険事務所)		今後できることとすれば、可能な限り早期にオンライン上で確認できない記録を全国のWMから確認できるように記録整備をし、それと平行して被保険者や年金受給者等、ひとりひとりに継続的に特別便や定期便等を送付し、自身の年金記録を確認していただくよう、周知徹底していかなければと思います。	平成17年頃他庁照会を担当していた時に、オンライン上だけでは確認しきれない記録が数多く残っているのを目の当たりにし、申請主義や記録管理の方法等、年金制度自体を変えていかなければと思いました。	個人で対応できることは限られているので、受けた期間照会の依頼については、オンラインシステムだけではなく、マイクロ等確認できる資料を様々な方法で検索し、回答するよう心がけました。 また、他課へ異動した現在は、自分の受け持ちの仕事以外に特別便や定期便の処理や電話かけを積極的に行いました。 反省点としては、すべての記録を整備してから送付するとした場合、記録整備するのにどれ程の時間がかかるかは見当もつきませんが、オンライン上の記録整備が完了した段階で、特別便や定期便を送付すれば現在のように回答が届くまでの時間を要することは無かったのではないか
7317	地方庁	その他(社会保険事務局)		人員を増やして、1日でも早く調査と記録整備を行う。	年金記録の管理がずさんだったために起こったことと思います。 平成19年頃	記録補正時に、確認を十分行う。
7318	地方庁	社会保険事務所課長級以上	定期便にかかる標準報酬について、算定基礎、月額変更等の取り扱いが、お客様には知られてなく、会社の事務担当者が知っている程度である。 お客様は給与と勘違いをされ「こんな低くない」という照会が多い。	標準報酬の決め方や標準報酬＝給与ではないということをまずいろんな角度から周知する。		
7319	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	引き続き入念な調査を行う体制が必要。そのためには、一定程度のマンパワーと知識・経験等が必要であり、引き続き過去の年金知識を持っている退職者を雇用して、力を借りる必要があると思う。	年金記録問題より前は、年金裁定時に記録を確認したうえで記録統合を行うケースが多かったため、基礎年金番号に登録されていない手番が多いことは認識していたが、電算記録に収録されていない記録があることや電算記録に間違いがあることなどは、問題が公表されて初めて知った。	年金給付課経験者のため、年金相談等について積極的に協力した。 現在は再裁定が滞留しているのは大きな問題であり、一部を地方庁においても行うことができるようにするなど、早急に対策をうつべきであったと思う。
7320	地方庁	社会保険事務所課長級以上	・今まで、挙がっている内容以外のことは、把握していません。	・今の対策以外に新たな対策というのは、正直浮かびません。 ・紙台帳とMW記録の突合作業で、集約化等いろいろ策を講じてはいますが、絶対的に人手不足を感じています。今のところは、示されている問題解決に向けた業務と通常業務の遅延や誤り無く円滑に早い対応をするだけでも、連日の課内職員全員の残業無しでは乗り切れない状況です。	・採用(昭和63年)から、厚生年金加入手続き時に、厚生年金手帳を複数冊持って来所するケースとかは既にありましたので、その時は記録を一つにする程度の認識しか持っていませんでした。他国民年金の適用とか健康保険給付の業務担当時にも、特段問題意識を感じることなく業務を行ってきました。 平成17年から年金給付の業務を担当するようになり、そのときに、今までの事業所調査時の報酬提出漏れや適用漏れ、手帳の複数所持から生ずる記録の欠落が、年金受給に及ぶ影響をはっきり認識するようになり、そのときに、お客様から依頼されて記録の確認をしたものが、カセットを開かないと不明とかデータがMWでは確認しきれないこと等あり、自分なりに問題意識を持つようになりました。	・年金相談窓口で受給者と直接接する業務を担当していましたので、お客様からは、とにかく履歴の確実な聞き取りを常に心がけて対応しました。厚生年金適用担当の経験も生かし、調査受付することなくその場で記録を見つけて確認してもらい、裁定まで対応出来たケースも多くあります。 窓口経験で、お客様が年金手帳を5から6冊所持し、全て違う番号だったというケースは一度二度ではありませんでした。厚生年金加入時に、手帳の確認があいまいで、とりあえず新規として番号払い出し加入届を済ませ、その後に手帳が見つかっても重複届の提出が無い理由で、そのままの状態。年金受給時には、一本化されていれば大丈夫の認識が蔓延していたのかも知れま
7321	地方庁	その他(社会保険事務所)	旧法受給対象者で、厚生年金が判明しても1年未満であれば年金として受給できないし、国民年金と重複している場合は国民年金保険料は還付になるが、年金の返納が発生してしまう。一般的な考えとしては、記録が判明すれば年金は増えると思います。法律(制度)がそうなっているのでどうしようもないと思いますが、なかなか受給者の理解は得られません。	法律(制度)が変わらない限り解決は出来ないと思いますが、統一的な事務処理を考えなくてはいけないと思います。具体的な方策は思いつきません。	本人の記録が最終的に統合されていない状態は、被保険者あるいは受給者本人にとっては不利益となる。「宙に浮いた年金記録」あるいは「消えた年金記録」と言われるが基礎年金番号制度発足時に今後問題が出てくるのではないかと考えられた。	被保険者あるいは受給者に対し、相手の身になって丁寧に説明することを心がけ対応してきたつもりです。 当時(平成9年1月時点)の加入制度の番号を基礎年金番号として付番し、それまでの加入記録を整理、統合しないまま基礎年金番号制度を発足したのが、混乱を大きくした一要因と考えます。 また、最終的に年金請求時までに加入記録を確認できれば、年金受給に問題はないとするよう
7322	地方庁	その他(社会保険事務所)	採用されてからまだ数年のため、一般的な問題しかわからない。	膨大な量を十分にこなせるための人員増と、全ての職員に対して過去記録に関する知識を十分なものにさせること、と考える。	長年のミスの積み重ねで引き起こされた問題と認識している。この問題については、世間一般的に知られるようになった時期と同時期に知った。	記録の照会に対してミスを引き起こさないよう一件一件十分に調べること。そして記録の調査を進める上で分からない知識があったらその度に確認し知識として身に付け、次の記録調査に生かせるよう心がけること。その積み重ねをつねに念頭に置いて対応した。 この問題についての反省点は過去の大小問わないミスの積み重ねをその都度十分に修正しなかった点であると考える。その時行ってしまったミスをその時点で解決するという積み重ねが足らなかったのだと考える。
7323	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	年金記録問題解決専門の職員の増員 軍人恩給、各共済、厚生年金、国民年金全ての記録を全国どこのWMで確認できるようになると	全ての紙台帳をWMに収録されていないことが原因。	資格記録の検索方法がたくさんありすぎること。よって回答するのに相当時間を要してしまう。
7324	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	何をもってして解決とよべるのかわからないが、 国民全員を納得させるには本人の申し出で すべての記録を復活させるしかないのでは。 実際に国年記録について期間が短ければ 申し出で証拠なしで復活とかなるようですし・・・。 今後も色々な理由から基礎の二重払い出しなど 起こりうる可能性も否定できないので 米国のような社会保障番号の導入が必要に なると思われます。	わからない。	社会保険庁側の反省点ということで言えば、 基礎導入時の広報不足。 当時は年金制度自体が今ほど現役世代には 身近に感じられていなかったということもあり 周知が足りなかっと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7325	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	現在実施されているものと、今後予定されている紙台帳記録との突合。 ねんきん定期便の継続実施。	社会保険庁の記録管理方針・計画の不備。 コンピュータに収録されていない記録があることは、報道で初めて知った。 社会保険事務所等における記録ミスもあるが、事業所からの届出誤りもあるのが実態。 事実に基づかない記録の訂正はあってはならない。 未統合記録については、コンピュータ管理になる前の事務処理では本人の申出・事業所の届出によらざるをえず、安易な新番払出が行われていたことが主な原因。制度ごとに記録を管理していたことから、一冊の年金手帳に厚生年金と国民年金の番号が書いてあっても本人からの申出がないと統合できていない。	社会保険事務所等のミスの有無に係らず、年金記録問題の解決に向けて事務処理・お客様の対応に努めた。 成績を上げるために、事実に基づかない記録の訂正等を行ってはならない。法令遵守の徹底が必要。また、担当者の再確認・決裁段階におけるダブルチェック等で正確な記録管理に努めることが必要。
7326	地方庁	その他(社会保険事務所)	昨年3月より任期付職員として勤務し、定例業務の他、特別便回答の 為の調査を行っていますが、特別ご報告いたすような問題は存じません。	調査を進め問題を解明していくには、当時収納業務に従事していた市町村 への職員派遣調査や、調査方法を全国的に統一標準化し徹底していくこと でスピードを」上げていくことが必要と考えます。	昨年の勤務時にはすでに、社会的問題となっていました。	この問題の解決が進まないのははお客様のお申し出に対し、真実か否か を判断する記録、証拠が乏しいことだと思います。 反省点としては将来また同じような問題が発生しないよう、標準化による どの職員が携わっても同じ結果が出、ミスが発生しない作業方法の確立と 自己啓発等による知識とモラルの向上が必要と考えます。
7327	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	現在行っているような定期便での年金記録の確認を促す。	5000万件の話題が取り上げられるまでは、何件の未統合記録があるかは事務所の一職員では把握できなかったが、被保険者はともかく現在年金を受給している受給者については早期に解決しなければならないと思う。5000万件の話が出たときに知りました。	社会保険庁からの指示に従い対応した。反省点は紙台帳からオンラインに切り替えするときの切り替え作業についてずさんと言われても仕方が無いような処理だったことが一番の反省点。
7328	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		ねんきん定期便等による対応	申請主義による弊害 2006年頃	年金記録の管理に対する意識が足りなかった
7329	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。		平成9、10年当時に年金給付課に配属されていた時に、未統合となっている手帳番号が存在することは知っており、当初は、単なる基礎年金番号への統合漏れと認識していた。 その後、現在の部署において、氏名が収録されていない記録の整備等々により、WMで検索できない記録の存在並びに未請求となっている手帳番号が多数存在することを知った。	年金給付課の配属中は、請求のあった職歴確認の徹底のほか、生年月日引抜票の確認を行い、請求のあった職歴以外の職歴の確認に努めた。 また、配偶者が年金受給者の場合、配偶者のWMによる氏名索引の徹底にも努めた。 払出簿による調査においては、本来の調査のほか、調査において判明した重複取消記録等に基づく記録の整備を行った。 年金記録問題は、過去に実施された紙台帳等による記録管理からコンピュータによる記録管理への切替えの際、正しく氏名や資格記録が収録されたかどうかの確認不足及び被保険者等への加入履歴のお知らせが無かったことが大きく影響していると考えます。
7330	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		現在、報道などで言われる宙に浮いた5000万件の年金記録というものについて、件数の膨大さを知らず、手帳については年金請求時に記録確認をすることによって解消されると思っており、特に問題視をしていなかった。 しかし、報道などにより膨大な件数が手帳として残っていることを知り、その時に初めて問題だと知りました。	この問題を意識したことにより、日常の相談などで、常に記録の確認をするように心がけ、早期に未来の基礎年金番号に統合できるよう努力しております。 この問題の反省点としては、基礎年金番号導入時に、ある程度手帳の保有者を絞り込み、本人からの申出を待つのではなく現在行われているような形で、本人へこちらから情報を提供し整理を進めていれば、ここまでの問題には発展しなかったと思われます。
7331	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	お届けいただいている届書、請求していただいている請求書を、まず迅速に処理させていただき、このたびの年金問題に関してのお支払いをさせていただく。 お一人ひとつの基礎年金番号に少しでも早く統一させていただく。	厚生年金および国民年金加入の際に過去に加入していて年金番号を調査することに欠けていたと認識します。 平成18年から平成19年ころでしょうか。	お客様の大切な年金、ご本人の年金は、漏れることなく受けといただきたい。 大きな不信感を持たれていることは、どうすることもできませんが、誠意を持って対応させていただいています。 金融機関では、1円でも足りないことは、許されないことでしょう。私たちのお預かりしている年金もお客様にとって大切な財産ということをしっかり肝に銘じ、 今後勤めさせていただきます。
7332	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	特別便・定期便等の各種お知らせへの受給者等からの照会に対し、記録整備及び年金額の改定処理を、一刻も早く対応すべきと考えます。 今後予定されている、紙台帳との照合作業も含め、迅速に実施するためにも、人員も含めた体制整備、必要な予算の確保が必要と考えます。	宙に浮いた年金問題については、基礎年金番号が導入され付番通知が送付された際の、手帳番号の統合処理の方策を、十分に検討し、対処すべきだったと思います。 国民年金の納付記録問題については、さん孔タイプライターでの進達処理における、平成処理・統合処理が不完全だったことも、消えた年金の要因のひとつと思います。 マイクロ台帳との照合作業に係わり、痛感させられました。 手帳統合が遅れても裁定請求時に解決できるとの認識の中、裁定請求時における職歴等の聞き取りが、これだけ不十分だったのかと知らされたのは、記録問題が取りざたされた時期だった	記録問題発覚後の各種対策に、年金行政にかかわる職員の一人として、精一杯与えられた課題に対応しようと、対応しました。 反省点は、上記のとおりです。
7333	地方庁	社会保険事務所課長級以上		まずは、人員を増やして作業することになるが、作業する人によって同じ事業所をみつけられたり、見つけられなかったりするケースがあるので専門にする人員 を増やして作業すべきだ。	自分自身が採用された時は手書きによる名簿で、手帳の番号も読みにくい数字が記載されていたり、紙なのでよく破れたりしてテープで貼ったりしていただけで全くといっていいほど管理されていなかった。現在の年金記録問題は当時の管理の甘さ等であり、責任は大きいと思う。昭和60年頃。	当時は機械管理ではない為、何も対応することはなかった。現在は責任の重たさを感じているので、年金記録問題を優先的に処理するようしているが、 日常の業務もあるので、思うように進まないときもある。 上記に記載したが、機械化になる前の名簿の管理(破れていたり。インクで汚れて見えにくかったり等)がされていなかった。
7334	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	時間はかかってしまうと思いますが、一件一件を正確に、真摯に、責任を持って対応するしかない思います。 あたりまえのことかもしれませんが、これでもしもまた統合漏れや他人記録の統合などの問題を起こしてしまったら本末転倒だと思います。 方策と言えるほどではないですが、ひとつの課や担当を決めて解決にあたるのではなく、全職員の急務として、対応していくべきかと思います。	[redacted]テレビや報道で知りました。 この問題の解決には、当初思っていた以上に多大な労力と時間がかかると思っておりました。	[redacted]年金記録問題担当として業務に携わっておりましたので、日々のお客様対応で一件一件を正確に、真摯に、責任を持って対応していきました。 WM導入時や基礎年金番号制度導入時の対応の中途半端さが根本にあると思います。 あたりまえのことかもしれませんが、システムや制度改正時こそ徹底した「迅速な」対応が不可欠だと思います。
7335	地方庁	社会保険事務所課長級以上	年金記録問題として提示された事象以外は特に存じておりません。	まずは「ねんきん特別便」「ねんきん定期便」のお客様からの照会回答を早急に解決し、各個人の年金記録を正しく確定するよう職員が全力を尽くし、 取り組むことが必要と考えます。	特に認識しておらず、平成19年7月ごろ認識するようになりました。	相手の立場となり、責任を持って業務を遂行しております。 また、正確で迅速な処理、対応を心がけております。 ひとつひとつの手続き処理において、その場限りの対応であったことが反省点として挙げられると思います。 また、年金記録問題についての取り組みが遅かったのはもちろんであるが、私達社会保険職員が、この問題を認識していなかったことは、とても残念に思っています。 このような問題が予測できなかったことは問題だと思いますが、早くから認識していれば対応の仕方も違っていたと思われ、悔やまれます。
7336	地方庁	社会保険事務所課長級以上	別になし。	オンライン上の記録にない旧台帳等の記録については、一件々記録を確認していくしかない。	平成9年の基礎年金番号導入時。複数の手帳番号を持っており統合が遅んでいないこと。また、年金請求時に申出のない記録については、本人確認ができないとのことで、統合されず年金額に反映されないこと。	事業所、お客様より相談があった際、手帳番号が複数ある場合には、記録統合を行った。 基礎年金番号導入時に、他の番号がないか通知をしてはいるが、お客様からの申出がないものについて、そのままにせず、積極的にアプローチすべきであった。
7337	地方庁	その他(社会保険事務所)				
7338	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	未統合手番の記録を台帳からしっかり確認し整備をおこなわないまま回答期限を政治判断で決めたことにより、現在の解決ができない状態になっているとおもいますので、整備をする時間を設けて改めて国民に協力を得ていく方法がいいと考えます。	紙台帳時代の管理の記録がもれていることが問題であるため、(7)で述べたように、きちんとWMに記録を整備することが先決だと考えます。	歴代の長官や大臣も知っていたはずなのに、なぜ、基礎年金番号を導入するときにでも行わなかったのか疑問におもいます。 現場の社会保険事務所では、宙に浮いている記録はまったくわからないため、記録が漏れているという認識はありませんでした。 もっと早くにきちんとできたと思いますが、なぜそのままにしておいたのか、逆に教えてほしいで
7339	地方庁	その他(社会保険事務局)	ございません	ひとつひとつ記録を見て行くしかないと思います	新聞に取り上げられからです	早期解決に向け、日々努力してきました。 反省点は制度の未熟であったこと、紙台帳からオンライン化を進める際の入力の問題、世間の年金への関心の薄さ、受給開始まで期間が長い、一番の問題点は複雑であり、法律が時代の変化に対応できないことだと思います。
7340	地方庁	その他(社会保険事務所)		システムの作成時期や都道府県によって記録の管理方法が異なるのは、問題解決の大きな障害だと思う。 可能な限り統一化を図りシステム対応できるようになれば問題の解決のみならず今後のデータ管理の上でも有効と思う。	年金給付の部署を経験するまではこのような問題になるとは考えてなかった。 当然システムで管理されている記録が正しいものと、お客様だけでなく若い職員も考えていたと思う。	年金記録問題と認識されたころから、申請の際等、以前以上に過去の記録を入念に確認している。 また、上記のとおり、過去の記録を完全にシステム化できていない事、あるいは基礎年金番号導入のタイミングの遅さ等、対処できていれば影響が少なくできたと思われる。 また、お客様から見た場合、法律そのものが度重なる改正等で難解複雑なのも原因の1つだと

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7341	地方庁	その他(社会保険事務局)			報道等で数字は出ていたが、ここまで大きな問題になるとは思わなかった。 存在することを知ったのは平成19年からですが、その時の窓口は混雑した状況でしたが、ほとんどお客様の記録は問題なく、記録確認できたとのことで感謝されました。(沖縄は年金スタートが新しいということもあるかもしれませんが)	とにかく、年金記録に対して不信感を持っており、また制度が複雑なところがありますから、分かりやすく、問題ないですよと安心感を与えるよう心がけました。
7342	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくにありません		被保険者からの相談等で手番があっても会社名等がわからず統合できないケースがあったので、誰のものかわからない記録があることは認識していた。知ったのは平成12年頃(採用された	とくに対応していません。反省点としては平成9年の基礎年金番号導入時に本人宛確認をしていると思うので、その際に手番の整備等を行ったうえで調査・連絡するなどすれば良かったと思い
7343	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	現在社会保険庁が保有するすべての記録を各端末で見られるようにすること。そうすることにより、余計な時間がかからないと思われます。また、職員一人ひとりが誠心誠意対応をしていくよりほかに方法はないと思われます。	大変重要な問題であり情けない感じました。報酬がなされるまで管理している記録は大変重要なもので、万が一にも間違いがあるとは思いもしませんでした。	まず、お客様のご記憶を元に過去の記録についてお探しをするよう心がけておりました。また、画面照射されるものがすべてではないと認識し、お急ぎの場合であっても時間をかけ調査を行うようにしておりました。 紙による記録管理から記憶媒体による記録管理への変更の際の認識の甘さが一番であると思います。今後は記録を必要以上に訂正をすることもないと思われるため、訂正、取り消しを行う際に誰が何のために作業をするのか把握することが重要と思われます。
7344	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。	調査の回答、再裁定等、できる限り時間を短縮すべきだと思いますが、そのために最終的には人員の増しかないと思います。 今後という意味では、被保険者本人がいつでも自分の記録を確認できる状況にし、また、年金制度に今まで以上に興味を持っていただけるよう、更にきめ細やかで分かりやすい広報等が必要だと思います。	何をさておいても、最優先として取り組むべき問題だと認識しています。 年金記録問題を「問題」として捉えるようになったのは、マスコミ等で報道されるようになってからです。それまでは未統合であっても、裁定時に統合すればいいものだと思っていました。	年金制度の信頼回復に向け、常にお客様目線に立ち、業務を行うことを心掛けてきました。 また、現状に流されず、自分が当たり前のように行っていた業務が本当にこれでいいのか、改善できるところはないのかと常に考え続けることが重要だと思います。
7345	地方庁	その他(社会保険事務所)			問題の存在を知ったのは平成18年頃になります。 年金記録問題の認識としては、基礎年金番号の導入前の年金加入記録が基礎年金番号の導入の際にきちんと統合整備することができなかったため、今日未統合の年金加入記録が存在しているということです。また、未統合記録の中には、氏名や生年月日がオンライン化の際誤って入力されているものやまたは入力されていないものがあるということです。 また、国民年金記録については、本人が納付したと申し立てる期間が社会保険事務所の記録では未納になっているといった、納付記録が正しく管理されていない問題があると認識しています。	年金記録問題が起こる前は、年金の請求について、お客様が申し出た年金の加入期間以外に、本人の記録と思われる可能性が高い年金記録があるかどうか積極的に記録を検索等することはありませんでした。しかし、この問題が起きてから、本人も年金をかけたことを忘れていることや、かけていた認識がなかったという場合も多くあることを知り、積極的にお客様に年金記録の確認をするようになりました。基礎年金番号が導入された際に未統合記録の整備を徹底的に行わなかったため、長年の月日の経過とともに人の記憶も薄れてしまい問題の解決が困難になっていると思います。また、オンライン化の際の入力誤りで、氏名や生年月日が誤っている場合は単純な氏名索引では記録が出てこないため、あらゆる可能性をもたせて記録の調査にあたらなければならないとして対応しました。年金記録問題は、国民の皆様の年金記録を管理するという認識が欠けていたことが反省点として挙げられると思います。また、年金に加入しなければならない期間は20歳から60歳まで40年間という長い年月を考えると、自分の加入状況について常に確認してもらうことが必要であり、年金特別便や年金定期便ということが行われてこなかったこと
7346	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	解決とはどこまでを指すのでしょうか？ 宙に浮いている(もれている)記録が誰のものであるか、を判明させることですか。 もれていた記録を確認していただき、再裁定の手続きをしていただいた方のその後の処理をもっと迅速にしていただきたいです。 現在、再裁定申請後3ヶ月程度で支払となっていますが、実際に短期間で支給されているのは単身者など処理が簡単な方のみで、多年金受給者や亡くなられた方の場合は1年以上かかっているのが現状です。 受給者の方々にとっては、記録が判明し未払い分が支給されて解決なのではないでしょうか。 中央(業務センター)の方へ進捗状況を問い合わせても、無愛想(一部の方ですが)返答をされるだけで受給者のことなどまるで気にかけてない様子です。 一度窓口で応対されると受給者の方の気持ちがわかっていただけるのではと思います。 再裁定業務も受け付けた都道府県により処理日数が異なっているようなので、都道府県で分けずに審査していただければもっと早くなるのではと思います 。 また、記録が漏れている方の申立において判明しない場合、第三者委員会への申立により調査していただいてますが認定の基準をはっきりさせていただければもっと早く回答につながるのではと思います。	年金問題(記録もれ)について実際に直面したのは、年金給付の業務に携わるようになってからですが、正直ここまでひどいとは思いませんでした。 制度を発足させ、国(社会保険庁)の管理の下で行われてきましたが制度についての広報不足や管理する立場の認識不足により生じた問題だと思っています。	年金請求書を受理する時点において、氏名索引等で記録が複数存在する場合、ご本人に対して必ずご自分のものでないか確認していただきました。 そもそも、年金手帳を複数発行しているのは年金請求の際に確認できるとの観点だったそうですが、担当者によってまったく確認作業をされてない方もいたようです。 お客様からいただく声は、「国のすることだからまさか漏れがあるなんて思いもしなかった」というのが多数です。 基礎年金番号(一人ひとつの番号)がスタート際に、基礎年金番号通知書に同封されているハガキにて基礎年金番号以外の番号をお持ちの方は回答してください。というのがありましたが、業務センターではそのハガキを一部処理せずに廃棄したとの噂も聞きました。 担当者のモラルにもよると思いますが、中央のお上的意識(一部の方でしょうが)や制度改正の際の準備不足が改善すべき点だと思います。
7347	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	再裁定については、特にお待ちのお客様が多いことから、OBなどの活用を中心に期間の短縮を図ることが必要と考えます。 期間照会においては、時間短縮のために各社保での取り扱いとなりましたが、マイクロ等の整備の仕方が一定でないため、該当県以外では調査が困難なことがあると思います。 また、当時の地域事情(社会保険事務所の設置状況や管轄地域など)、該当県以外では分からないこともあると思いますので、他県への照会も必要と思います。	年金記録は、年金権や年金額に影響するものであり、慎重に取り扱ってきましたし、収納についても市町村からの報告や日銀との突合せなど適切に処理していました。 オンラインによる記録は、当初からほぼすべてが整備されているものと思っていました。 そのため、氏名検索において検索できない記録は、読み方や生年月日を変えるなどして記録を調査していました。 それでも見つからない場合は、名簿やマイクロで確認していました。 地方では、本庁での記録管理がどうなっているのか、十分に分かっていませんでした。	年金記録については、国民の皆様に多大なるご心配をおかけしましたことに対して、心からお詫びをいたします。 この間、年金記録の確認のために、土日・休日を含め「ねんきん特別便」の調査・回答に努めてきました。 現状の事務処理では、記録の入力には多くの確認が行われており、記録の誤りは発生しにくいものと考えますが、誤りに気づくチェック体制を作り誤りが発生しないよう努めたいと思います。
7348	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	時間がかかるとしても現在、全員で取り組んでいる調査、整備等をこつこつと一件一件対応していくしかないと思います。	公的年金という性質上、信頼が第一だと思いますので、非常に重大な問題であると認識していました。ただし、メディアが必要以上に煽っていたのも事実だと思います。 存在を知ったのは、問題が取りざたされてからだと思います。	相談窓口の担当としましては、やはり信頼という部分が重要ですので、誠意を持って対応することを念頭に心がけました。 庁？で台帳が手付かずで残ってしまったことなどは、責任者等が数年で移動してしまうので、問題を後回しでいいやという部分が積み重なった結果があると思います。
7349	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金記録調査に係る人員が不足していると感じています。調査・回答に係る人員を増員して集中的に処理を進める等がよいと考えます。	加入者の立場からみると、本来、加入記録は国で適切に管理しているはずの記録に漏れや誤りがあることは、国及び制度そのものに不信感を抱く重要な問題であると認識しています。H19年5月頃から加入記録に関する相談が多くなってきたことから問題を感じました。	1人でも多く記録漏れの解明に努めるよう対応してきたことと思います。本来業務を抱えながらの窓口相談には限度があると感じます。専門のチーム編成を早く立ち上げて対応するべきが反省点として挙げられます。
7350	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般の意見と一緒で詳しい事は判りません。	日々積み重ねの業務の大切さ、個々に責任を持ち当たり前のことを行う。 お客様との対応なのでサービス業の意識も大切だと思います。	記録問題発覚後、特別便発送時に知り、業務上電話での問い合わせの多さに実感しました。	お客さまからの問いかけには、自分で最善を尽くし対応しており、これからに対しても、お客様の立場に立ち、正確をモットーに親切丁寧迅速に対応します。
7351	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし		オンライン化の際に古い記録はすべてが乗っからないので、年金請求時等の機会にご本人からの申し出により調査・収録するものと認識。 実際に調査してこんなに困難な作業とは認識していなかった。 3年ほど前に騒がれだして初めて知った。	ひとり一人の方それぞれが保険料を支払い将来の給付に備えていたのもであり、きっちりと調査し支払うべき。 ひとりに複数の番号を発行したことによる本人記録との確定の難しさがあり、統合できないものもある。 基礎年金番号にしても、基本の考えはあるが、現実に2以上の番号を持つものもあり、いわゆる総背番号方式にでもしない限り同じことがおこるのではないか。
7352	本庁	その他(本庁)		解明期間を設け、人、物、金を投入し、徹底的に解明を行うことが重要と思います。またシステムサポートを強化し、ペーパーレスによる迅速な解決手段を 活用することが大切。 <二度と同じような問題を起こさないためには> 国民へ一定期間毎に収めた保険料の明細を送り、その都度確認しあえることスキームが大切でこの繰り返しが信頼を高めることと思います。 そして将来どれくらいの年金がもらえるかも上記と同じタイミングで国民へ情報開示することが信頼関係の強化や働く意欲を高め、若年層のフリーターをも減少させる効果も期待できると想定されます。 また、年金額のポイント制度を導入し、たとえば1年毎にポイントを国民へ付与することにより国民の皆さんに誰でも理解できる簡単な制度にすることも必要と 思います。	信頼を失う大きな問題と思いました。 今後、過ちを起こさないために国民から信頼を得られるよう行動しなければいけないと認識していました。 任期付職員として採用された時。 また採用以前にも新聞等で知りました。	何か問題がある時は上司へ常に報告、連絡、相談を行い、組織としての対応やアドバイスをもらいながら対応しております。常に情報をオープンにして行動しております。 この問題の反省点について コンプライアンスやガバナンスの欠如が大きな反省点と思います。 定期的な教育や勉強会の実施不足、情報の共有化不足など ＊民間との情報交換会や見学などを積極的に行い、職員の意識改革や視野を広げる施策を推進することも必要と思います。
7353	地方庁	その他(社会保険事務所)	特別便処理を11月末までに行う旨の方針が出た関係で、記録調査の業務を経験したことがない職員も処理にかかわることになったため、事務処理の精度に問題があるケースが考えられる。	本来であれば、記録照会業務を経験している職員を中心に処理体制をつくり、集中処理を行うべき。それが無理であれば、全国統一の詳細な処理手順マニュアルを作成するなどして、職員一人一人が記録照会業務にかかわることが可能な処理体制をつくる。同時に徒に処理期限を決めるのではなく、1件ごとに入念な調査を行うために必要な時間を把握し、処理業務に携わる職員数及び業務時間との関係から、最終的な処理完了時期を決定する。	基礎年金番号制以前は国民年金と厚生年金で同一人物でも別々の番号で記録管理がされていた以上、一人の被保険者が国年、厚年両方に加入のある場合は必ず2つ以上の番号が付番されていることは、事務所で勤務をはじめてから半年ぐらいで知っていた。	少しでも基礎への手番記録統合に寄与できるよう、窓口での年金相談では必ず氏名検索を含めた記録確認を行い、番号が判明すればその場で記録統合を行った。 結果論ではあるが、基礎年金番号制が成立した時点で、特別便あるいは定期便のような形で、抜本的な記録確認を行っておくべきであったと考える。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7354	地方庁	社会保険事務所課長級以上	全て社会保険事務所が悪い、それも現場で働いていた人々が悪いというイメージをもたれている。 しかし、一番の問題は旧台帳等の保管とマイクロ化・電子化の過程に問題があったと考えられる。 また、年金は請求主義であり、記録は言い出さなかった本人が悪いといわれてきたのに、言い方が180度転換し、言わなかった社会保険事務所の職員が悪いといった形になっている。 全て現場が悪いといった風潮は不当であり、現場の職員ならば「なぜうちのせいになるのか」と考えるだろう。 根本問題がすりかえられていることこそ、世間一般が知らない問題ではないか。 旧台帳は現場の職員が補完してくれと頼んだにもかかわらず、庁の指示では記さぜられたと聞いている。 また、基礎年金番号への記録統合は平成9年1月以降、庁が主体となり速やかに行うとしたにもかかわらず、消極的にしか行わなかった。	真理を明らかにすること、年金記録を管理するうえで何が問題であったかを検証することが大事ではないか。 マイクロ化がうまくいってなかったにもかかわらず、職員が破棄するなといったにもかかわらず台帳を破棄させたこと、電子化がうまくいかなかった責任はどこにあるのかを明らかにすること。 記録統合に向けた作業が事実上頓挫していたがために年金問題が発生したと明らかにすること。	問題発生前 年金給付課にいたが、年金は請求行為であり、ほかの期間があるにもかかわらず年金を請求しないのは、本人が悪いと言い聞かされてきた。だから、ほかの番号があるにもかかわらず、請求しないのは本人の責に佣するものと捕らえてきた。 また、記録統合は年金請求の際に行えばよいという指示があったため、多数の記録があると認識してきた。 国民年金の記録補正にしても、申出があれば訓奎訂正すればよいと聞かされてきた(請求行為なので)。 これは問題が存在すると考えてきたのではなく、そういうものとして捕らえるよう教育を受けてきたのである。 しかし、丸ごとすっぽり記録が消えてしまっていることがあるということは平成19年になるまで全く知らなかった。探せばあるとしか思っていなかった。 問題発生後 最前線の問題であり、第一に解決を図るべきものとして捕らえてきた。 解決のために全力を尽くしてきたつもりである。	問題発生後 解決のために全力を尽くしてきたつもりである。 国民の皆様にいつも怒られ、怒鳴られ、いやみを言われ、町内会も出にくい状態であったが、解決のためにがんばったつもりである。 しかし、社会保険庁は国民の皆様に謝る一方で、職員をかばう姿勢がなかった。 職員にも言いたいことはあるし、一方的に攻められることにいつまでも耐えられるものではない。 言うべきことはきちんと言わない姿勢が「ほかにもっと隠しているのではないか」と捕らえられる一因であったのではないか。 その結果、ありえない記録をあるものとして認めざるを得なくなったことも多くある。
7355	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	厚生年金保険の現行制度においては、同月内に取得、喪失、取得があった場合は、最初の取得分に係る保険料納付分については、年金額に反映しないため、事業所からの還付請求より保険料を還付することになる。 しかしながら、この取扱いについてはご本人様がその当時の事業所に申出をする必要があるため、手続きが煩雑であり、中にはその該当事業所が全喪(廃業等)していることから、還付請求そのものが提出できない場合がある。 このような事例においては、当該保険料納付分に関しては、年金額にも反映しないし、保険料の還付もできないという制度上の不具合が生じており、ご本人様へ納得のいく説明ができない状況にある。 (具体的な事例) A会社昭和56年4月1日取得昭和56年4月20日喪失 B会社昭和56年4月25日取得 (年金額への反映) B会社の56年4月分は年金額に反映するが、A会社の56年4月分は年金額に反映しないた	(6)の場合については、事業所から還付請求をしていただくことが事務処理上大変煩雑であり、ご本人様にもご面倒をおかけすることから、保険料を還付するのではなく、標準報酬月額を合算して年金額に反映させるべきであると考えます。 なお、このために法改正等が必要であれば、法整備等も行っていただきたいと考えます。	年金記録問題に関して、特に厚生年金保険の場合は、平成9年に基礎年金番号制度が導入されるまでは、一人の方が複数の厚生年金番号を取得されている場合が多く存在していました。 こうした状況において、平成9年にご本人様へ基礎年金番号通知書が送付され、同時に他の年金番号の有無にかかる回答勧奨を行いつつ、ご本人様からの申請に基づき重複した年金番号の整理を行ってきたところです。 しかしながら、あくまでもご本人様からの申請によるものであったことから、年金手帳を紛失しているなどの理由により、統合されるべき年金記録が統合されない状況があり、この時点において多くの宙に浮いた年金記録が発生したものと考えます。	年金記録問題をできる限り発生させないためには、これまでにおいても社会保険庁が所有するデータを可能な範囲でご本人様へ情報提供を行う必要があったものと考えます。 しかしながら、その一方で平成2年に全面施行された「個人情報保護法」の関係から、どこまでが情報提供できる範囲であるかが不明であったことも事実です。 この基礎年金番号導入時においては、国民の目線に立ち、本庁、地方庁を含めもっとこの議論を行うべきであったと考えますし、自分自身としても「個人情報保護」を優先して考えていたため、国民の目線に立った別の観点からの意見を積極的に提案すべきであったと考えます。
7356	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	まずは、事務所レベルで給付関係などの研修会を行って、全ての職員が年金相談ができるような体制をつくることが大切だと思います。特にこの問題に関しては、皆が幅広い知識をもつことで、お客様に安心感を与えることにつながったり、様々な調奎を行うときにいかされると思います。また、現在でも行われていることですが、年金についての正確な情報、将来のビジョンをわかりやすく多くのお客様に伝えていく仕組み(広報活動等)をつくっていくことが必要とだと思います。その他にも、職員数を増やせないなか、事務所間でもお互い一時的でも支援できる体制が	私が、国民年金業務課に在籍していたときに、相談に来られるお客様の記録が基礎年金番号以外の番号でも管理されていることがあり、お客様が年金を請求するまでに記録をおまとめすればよいと考えていました。	私は、高齢になればなるほど過去の記憶を呼び起こすことが困難なため、相談にこられたお客様には、家族や親戚にも早いうちに一度ご自分の記録を確かめてもらうようご案内しました。ただ、現時点で考えれば受け身の姿勢ではなく、こちらから訪問するなどしてお客様の記録を確認するなど、もっと積極的な対応が必要だったと考えています。また、記録を正確に管理したり把握する仕組みが整っていなかったことが問題を大きくする原因にもなったと思います。同時に制度だけが複雑になっていき、システムと人材育成が追いついていなかったのだと思います。
7357	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	早急な解決を目指すばかりに、あせって不十分な形になるよりか、きちんと解決の優先順位をつけて、じっくり取り組むべき。本当に問題となるようなケースとそうでないのが同じレベルになっている。	採用当初の認識は、年金番号を一人でいくつも持っている人がいるんだというようなもの。 あるいは、年金記録問題というよりも、社会保険の届出が基本的に事業所から提出され、控等も事業所へ返送され、本人への通知は会社まかせ。被保険者本人が本当に確認しているのかと	当時は複数の年金番号を持っている人への説明としては、番号はどこかのタイミングで統合するための届出を提出してもらえればいいと答えていたが、早急に対応すべきであった。 また、定期便のような本人通知はもっと早くに行うべきであった。
7358	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	個人のパソコンから社会保険の情報を確認できるシステムを構築すれば、各人の確認が簡素にできると思う。	問題認識は手番の未統合がほとんどであると思っていたが、なかにおかしい・記録誤り・記録漏れと思われるものもあると認識したのは、記録調奎の業務にたずさわってからである。	真摯に対応しようと思った。 反省点はすべてを同時期に解決しようとしている点にあると思う。たとえば入籍者、受給権発生者、疾病者、厚生年金保険資格取得者(新規取得・再取得)など人生のうえで節目にある人を限定的に実施する等がよかったのではと考える。
7359	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	厚生年金の記録を確認するのに記録が古すぎて※の表記がされており、 カセットを庁に依頼して開かなければいけない手帳番号があるこを、1975 万件の特別便が庁より今年度返ってきて回答を対応する際に把握しました。	そのような記録を庁に整備依頼をかけて確認できる様に対応しました。 このようなケースを解消するのに庁だけで対応するには限界がありシステム の改善が必要だと考えています。
7360	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	これまでの年金記録問題の解決に向けては、今取り組んでいることに対して人数を増やしていくべきだと思います。	基礎年金番号制度発足後の手帳記号番号が、基礎年金番号に未統合である状況をお客様それぞれの年金請求時に整理すればいいという意識が問題ではないかと思っていましたが、具体的な件数や年金受給者の統合漏れがあるなどのことは、テレビ・新聞報道で初めて知りました。	少なくとも自分が窓口で対応するお客様の記録は整理できるように心がけていました。この問題についての反省点は(8)で回答した基礎年金番号制度発足後の手帳記号番号が、基礎年金番号に未統合である状況をお客様それぞれの年金請求時に整理すればいいという意識が反省点でもあると思います。
7361	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし。	・ここまで来たからには、基本的にこのまま行くしかないと思う。 ・しかしある程度進捗した時点で、終結宣言し、一律に一時金を支払い解決するしかない。企未統合分に係る年金額を理屈をつけて、算出し、全受給者で按分して支払いけりをつける。	・相当数の未統合の記録があると認識できたが、本人から申し出がない限り、対応できなかった。	・できる範囲の対応はしていたが、事務所レベルで期間照会で申し出のあった者からの対応のみであり、その当時パソコンとか、名寄せがなかったので今より判明する可能性は低かった。 ・平成9年の基番統合の際に今のような対応をすべきだったと思うが、住基ネットも住所登録もなかったので、困難であったと思う。
7362	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じません。	現状では、職員が休日の土曜・日曜に出勤して年金問題に対応していますが、あくまでも本来の自分の仕事を持ちながらです。そこで、年金問題専門 チームをつくり、なおかつ、国民の中には高年齢者の方々もいますので、人数も大幅に増員し短い期間で問題解決に向け今までよりも更に全力を挙げて遂行するように、と思います。	重要な問題です。 問題発覚後、知りました。	基礎年金番号導入前は、人によっては年金手帳の番号を幾つももっている人がいて、その番号が統合できなかったのが問題になっていますが、基礎年金番号導入前から調奎して統合するように、今と同じように対応していれば、と思います。
7363	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に存じません。	通常業務もありなかなか集中して取り組めないため、専属チームを作るなど集中して取り組めるようにしたら良いと思う。	生活に直結する問題なので、必ず解決しなければいけないと思う。 基礎年金番号導入後、統合作業が完全にできていないと思っていたが、5千万件の記録漏れがあることは、問題発生したときに知りました。	お客様の記録を確認する際に、同姓同名同生年月日などを必ず調べ、ご本様の可能性があるものがないかを必ず確認し、お客様に対応している。 「基礎年金番号導入時の広報不足」、「厚生年金取得時おける重複手番の確認不足」「旧台帳など記載に統一性がないこと」が反省点と考えます。
7364	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録が判明すると漠然と年金額が増えると思い込んでいる人が多い。かえって年金額が低くなるケースもあり、トラブルが絶えない。 年金記録のために増員されている人員が派遣労働者などの知識を持たない人が多いため複雑な年金制度を理解してからでないとできない作業もあり、携わってもらう作業が限定されなかなか効率があがらない。、専用ダイヤルなどで間違った回答をされたり、社会保険事務所でないとわからないなどたらい回しにされ年金に対する不信感を増幅しているような気がする。 何回も印刷ミスやら、同じ人に対して通知が届くことによって何回も調奎対象とされている人がいる。回答までに時間がかかっていることから、疑問や無駄の声をききます。	国民の感情をあおるだけでなく、正しい知識をもっと広報にちからを入れる。(義務教育のうちに正しい知識を身につけてもらうようにする)。 年金調奎に関わる人について、費用対効果一辺倒でなく、きちんと研修をして年金についての知識を養ったうえで働いてもらう人を増やしてほしい。 システムを改善して、いつどのようなものを送り、本人がどう回答したかを、基礎年金番号の中で確認できるようにしてもらいたい。いったん本人からの回答を受けたのであれば、これにきちんと回答してから、さらに確認すべき事項があれば照会すべきではなかろうかと思う。	はじめて資格照会業務に携わった時、生年月日を偽って加入している人の多さに驚いた。自分の名前を好きな字を使ったり、ちょっと変えてみたりと、年金が将来どうなるのか考えもしていなかった人がいるものだとショックだった。(平成8年ころ)。ただ、漠然と年金請求時には被保険者記録を本人に(本人が窓口で請求した場合)確認してもらい間違いない。との意思表示をうけてから裁定されるので、ある程度はこのような問題は解決されると思っていた。	年金調奎の際にできるだけ細かく聞き取りを行い、本人記録をひとつにまとめるように心がけていた。ただし、照会を希望する人も現在に比べて少なく、面倒がられることも多かった。 年金相談室での業務に携わったことはないが、裁定請求時にどうして未然に防げなかったのかと今になっては悔しい思いがする。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7365	地方庁	その他(社会保険事務局)	年金関係の係に配属がない為わかりません。	考えられるのは、システム開発、人員の増加、法令や事務処理の簡略化が有効だと思います。 ただし、現時点でそのほとんどは対策済みだと思いますが。	正直、報道があるまでは、このような問題があることは認識していませんでした。	お客様の目線から見た場合、言い訳はできないと考え、少しでもこの問題に対するご理解、納得していただけるように、誠意をもって窓口での対応を行いました。 また、この問題の中、来所していただいているお客様に対して期待以上のサービスを提供できたならば、逆に信頼回復できるチャンスと思い、丁寧な対応を心がけました。 反省点は、組織としては、対象者が圧倒的に多いため、今までのその場しのぎの対応をとってきたことが大きな問題につながったと思います。具体的には、本人からの必ず申請があることを前提に仕事を進め、未申請者のフォローアップまでできていなかった事が考えられます。
7366	本庁	その他(本庁)	厚生年金旧台帳記録について、マイクロフィルム画像の記録としては、すべてオンラインで照会できるようになっているが、旧性で登録されて記録などの非名寄せ記録については、被保険者記録として照会できない記録が多い。 そのため、マイクロフィルムの画像記録データでは、事業所と生年月日をキーとして検索可能なため、本人の申出があった場合には、加入記録を見つけ出すことが可能であるが、氏名による検索等が不可能であるために、旧姓等で名寄せ対象となっていない記録については、本人による事業所名の申出がない限りは、統合できずに宙に浮いたままとなってしまいます。	現在作業中なのかもしれませんが、マイクロフィルムとしての画像記録のみではなく、旧台帳についても、すべて氏名検索が可能な被保険者データとして整備する必要があると思います。	年金記録問題として認識したのは、報道がされたことによります。それまでは、通常業務で生じる軽微な記録誤りが存在しているが、十分に補正可能なものと考えておりました。	記録問題全体の解決については、国として解決するような大きな問題であります。個人としては、対応したお客様の記録調査について、個々に誠実に対応すること対応すること以外にできませんでした。 記録問題は、個々の職員の怠慢で起こるものではなく、記録管理の制度設計によるものが多いと思われます。現在は、職員の責任を追及することに重点を置いておりますが、記録管理計画の設計や年金制度自体の適正化を図らなければ、記録管理が機構に移ったとしても、それは形だけのものとなり、個々の職員がいくら努力しても、年金記録問題はこれからも発生することでしょう。 また、年金記録の責任者がだれであるかわからないような状態が、記録問題への対応行動を起こさせなかった要因にあるとおもわれます。 そのため、これまでのように誰に責任があるか不明確な状態にあることは許されず、大臣や機構
7367	地方庁	その他(社会保険事務所)	採用されてからそれほど年数を経ていないのでおそらく知らないと思う。	過去の年金記録の調査、再裁定等長い年月をかけて積み上げられたものを 解決するにはもう単純に十分な人員を確保し、コツコツと処理をしていくしかない。そして、社会保険庁が原因で年金記録が判明しないケースについては救済するという方法で解決していくしか他にない。 将来において記録問題を発生させないためには、年金記録にもとづかない給付の方法をとることとなる。	社会保険庁側にしても、事業所側にしても、被保険者側にしても、現実的に影響がでるのは年金受給の際であるため、確認作業等を後回しにしてきたことが積み重なった問題だと認識している。 年金問題が存在するのを知ったのは採用されてから1年後、今から4・5年ほど前だと思う。	年金記録は社会保険庁、事業所、被保険者の三者の間で、現在進行形にて確認をし合い、納得しあう必要がある。個人的にできることとしては、特に被保険者との応対の際に、できるだけ自分自身の年金に興味を持っていただき、その都度の年金記録の確認をしていただけるようにこころがけている。 社会保険庁側においては、紙台帳の記録をコンピューター管理にした際の年金記録が不十分である。職員の意識も問題がおこるとすれば数年・数十年あとであり、自身のこととして認識していなかったのではと思うところがある。 現時点は、縮小される人員のなか、過去の年金記録問題の解消に膨大な時間をかけるなかでの、現在進行形の年金記録管理も行っている状況なので、 誤った年金記録処理をしいてる率が高いのではないかと心配である。
7368	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に判りません。	職員が一体となり連携をとり、業務を遂行していきたいと思います。	平成19年夏頃からです。 年金記録問題がこれほど大きく広がり、長期に及ぶとは思っていなかった。	過去の業務のあり方も問題があったと思われる。 窓口業務でお客さまの立場となって相談をするよう心掛けた。
7369	地方庁	その他(社会保険事務所)	知っていることはありません。	地道に1件ずつ、誠心誠意をもって対応し、解決を図ることが一番の方策と考えますが、人手とかかるうえ、本来行わなければならない業務もある。 いち早い正確なオンラインデータにより突合作業が必要と考えます。	社会保険に入ったときは、そんな問題があることはひとかけらも感じませんでした。 新聞やテレビ等で報道されるようになり、初めて知りました。	制度が始まった当初から、整備されたオンラインシステムが有ったわけはなく、台帳や名簿による管理を行っていたことは、当時の一般的な管理方法と言わざるを得ません。 また、オンラインに移行する際に、入力誤りや入力漏れがあったことも、大量のデータを短期間でオンライン化しなければいけない中で発生していることも事実であると考えます。 誤りや漏れがある事実は真摯に受け止め、適切に対応し理解を得られるようにしてきました。 しかし、商法改正による会社法の成立や規制緩和により、資本がなくとも会社を興すことが可能になったことにより、加入対象の見直しや制度の見直しも必要であったのではないかと考えます。 また、許認可に社会保険の加入義務等が付加されていないことも、加入に対する認識の甘さが
7370	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題として、5000万件の宙に浮いた年金記録があると報道されると分かったときに、国民にとってものすごく重大な問題だと認識しました。 なぜなら年金受給者を始め、国民のみなさんがいままでかけていたと思っていた年金が今受給している年金に結びつかず、掛け捨てのような状態になっているのである。 国民の年金不信がいっそう強まり、国民年金はもちろん保険料を納付していただいている事業所からもかなりの批判を浴びるのは間違いないと思いました 実際、報道後に窓口に来られるお客様の数は、毎日ものすごい人数でした。 朝から業務時間終了まで、昼飯も休憩時間に取ることができないほどでした。 窓口にて、お客様と話すと年金制度に対する苦情をたくさん聞かされました。 現在は、来客数も通常運理となりましたが、来年一月に発足する日本年金機構においては、何年か経過した後に社会保険庁から日本年金機構になってサービスをはじめ、ものすごい良くなったと国民のみなさまから言われるように私たち職員は、今まで以上の努力をしなくてはならない。	5000万件の未統合の記録のうち、自分が対応したお客様については、できる限りの本人記録を窓口にて提供していただく情報によって探し出し、記録を統合しお客様の不安を払拭するよう努めました。 反省点としては、被保険者の加入記録を詳細に調査することなく手帳番号を払い出したことである。また、年金請求時に本人記録の可能性が限りなく高いいにもかかわらず、事業所名を覚えていないとゆう理由で記録を統合しなかったことも反省点だと思います。
7371	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特別便や定期便の回答を未だにしてない受給者、被保険者が多いので、政府広報等で呼びかける必要があると思います。 地方においては郵便物を送っても見ない人が多いので、新聞、テレビ等のマスメディアをもっと活用すべきだと思います。 職員としてはこの問題を真摯に受け止め一丸となって問題解決に努めなければいけないと思い	過去の職員の怠慢と年金制度の複雑さ、国民の無関心などすべてが重なって引き起こった問題だと思います。 国民年金の免除問題の後に知りました。	年金に対する意識を高める為来客者に時間をかけて丁寧に説明するように心がけています。 事務処理に関して入力誤りがないよう何度もチェックするよう心がけています。 特に年金請求の時に徹底的に調べてなかったのが大きな反省点だと思います。
7372	地方庁	その他(社会保険事務所)	一般的に報道されている問題しか存知ません		一人に何冊も手帳を発行した時点から問題が発生すると考えられる。平成19年頃、年金問題が発生した頃。	一件も落ちのないように、一人一人に対応し特別便を、処理してる。年金にこれだけ関心を持った人達の考えをかえることはできないので、相手の立場にたった対応で、信用をとりもどすために、日々積み重ねている。
7373	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません		年金記録問題が存在することを知ったのは勃発時。機械化される際や基礎年金番号が導入される際など、もっと早期に気づき、対策を講じるべき問題であったと考える。	基礎年金番号(手帳記号番号)が1個人につき1つであり、一生関係するものであるという認識が薄い。周知が不十分である。現在も、転居・転職により基礎年金番号が確定できない疑義複記録はあるため、若年層への制度周知が重要であると考える。
7374	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		平成19年ごろ マスコミが騒ぎはじめたころと同時期	窓口・電話応対でひとつひとつ記録を探して回答しているが、ひとつの回答でも照会者が高齢の方が多いため照会内容を確認するだけでも時間を費やし、厚生年金加入期間イコール勤めていた期間と思われて照会する場合の方も多数あり、法改正等により加入出来ない期間であるのに記録を社会保険庁の職員がかってに消したと罵倒されながらも対応している。 年金は長いスタンスでみていかなければならないものであるのに、健康保険証がはやく欲しいため新しい番号をいくつも持っている人など、基礎年金番号導入でずいぶん改善が図れたが、事業所が保険料負担で加入を渋る傾向は相変わらず存続している。 年金定期便の導入は活気的なものと考えているが、年金受給者に早く本人負担金額を知っていただくことが、年金制度のすばらしさを認識していただくために早急に進めて欲しい。
7375	地方庁	社会保険事務所課長級以上	わかりません。	職員を総動員して問題の解決をすすめる。	年金は旧法、新法、国民年金、厚生年金、共済組合等制度間があまりにも複雑なため、基礎年金番号制などあったと思います、時期は平成19年7月頃だと思います。	平成9年1月1日の基礎年金番号の周知をまずお客様に説明し統合を進行しました。年金制度があまりにも複雑な制度だと思います。
7376	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	[方策] 記録照会申出中、再裁定中全てにおいて、受付順に処理を行なう。 人員増員は必須と考えるが、経験者からの研修等、個々のレベルアップが必要。 処理マニュアルの整備。	[認識] 年金記録問題に対しては、速やかに解決すべき最優先課題であると認識しています。 ご高齢の方も沢山いらっしゃいますので、ご本人様に記録もれ分の再裁定を早急に行い、正しい年金のお支払を行う必要があると感じます。 [時期] 入所前(平成20年1月頃)に新聞・テレビ等の報道で知りました。	[対応] 自分に出来る範囲で早急に解決出来る様に取り組んでいます。 [反省点] もっと早くに行っていれば、ここまで大問題になることはなかったのではないか? 年金特別便の発送についても、書式等検討すべき点は多々あったのではないか? 全てにおいて、時間がかかりすぎていると感じます。
7377	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			基礎年金番号で、国民年金厚生年金保険についての記録を一人1本で管理していくことになるようになったが、「過去記録の照会」等で個人宛照会をしていた頃は、今ほど皆様の関心が高くなく、手番のまま残っている記録がたくさんあった。 中には、受給資格に結びつかないからと、特に手続きや確認に来られなかった人もいたと思う。 もしくは、年金請求時に職歴の確認をするのでその時で良いという考えもあったと思う。	大事な年金記録なので、もっと以前から窓口来訪時に他手番がないか氏名索引や、事業所の名称を相手に伝えて思い出してもらうとか、できていたら良かったように思う。 昔は本人の申出に基づいて加入層の確認がされていたので、短い期間勤めていた記録や、若い頃の年金に関心がなかった時の会社の記録が最近になって確認されるケースが多い。現在は窓口で確認が徹底されているのと、皆様の関心の度合いが上がっているのできちんと確認ができるようになったと思われる。
7378	地方庁	社会保険事務所課長級以上			ずさんな事務処理が原因で発生した問題と認識しています。そう認識したのは、報道されてからです。	正しい記録を確認し、速やかにお知らせできるようにしました。反省点は、ずさんな事務処理だと考えてます。
7379	地方庁	社会保険事務所課長級以上	わかりません。	現在の方法で、お客様に投げかけ協力いただいていくしかないと考えます。 時間はかかりますがやむをえないと思います。	制度間で番号を振ったり、厚生年金に関しては、当時の社会保険庁、お客様の認識が薄く、再就職の際に前職がわかるのがいやだとか安易な理由により番号を払い出していたこと。事業所においても厚生年金に加入したことを通知せず年金手帳を渡していないなどの要因があると考えますが、一番は、社会保険庁も、事業所も、お客様自身も現在にような長寿社会になり、年金を受給するという先のビジョンがなかったことだと思います。 年金給付課に配属されたときに番号を何本も持っている方が多数いらしゃったので管理がされているのか不安に思いました。	時間がかかりますが、丁寧な調査、お客様の協力がなければ解決できない問題です。今は結果を急いでいるように思えきちんとした対応が行えているのか疑問です。先々、やっぱり漏れていたということがないように対応していかなければならないと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7380	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	職員等を増やし、あたりまえの事ですが迅速、丁寧な仕事を心掛けないといけないと思います。	世間でいわれている年金記録問題の存在を知ったのはマスコミ等の報道からです。 未統合の記録が多数存在しているという認識をしています。 また、過去からの細かいミスの積み重ねが正しい記録につながっていないということも問題だと認識しています。	申請があった書類については正確に、また忠実に処理をするよう対応しています。 反省点は照会が膨大な数のため処理に時間が掛かってしまっているということです。
7381	地方庁	その他(社会保険事務所)	私の知る範囲ではございません。	出来る事、優先順位、対応環境を整えれば早期解決できると思います。	組織の根幹に関わる長年の負の遺産と認識しています。 はっきりと認識したのは3～5年前であります。	自分のできる限り努力しましたが、長年にわたり積み上げられたものは短期に解決する難しさを感じております。 できない部分については国民の皆様に謝罪、保障をしてご理解いただき新しく国民の皆様に愛され期待される年金制度のため努力したいです。保障の一部として社会保険庁発足以来のすべての職員等で給料総額(退職金含む)の20～30%国庫に返金して国民も皆様に謝罪するべきで
7382	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません	過去の記録をDBに正しく移行するためには、記録照会専門の職員の育成を行うとともに、都道府県等の垣根を取り払い、全職員にて早急に記録補正等を終了させ、お客様に安心してもらうことが何よりの信頼回復の方策と考えます。	当初、記録問題に関しては、事業所に勤める際に生年月日を偽って届出をされたお客様や、短期間の勤務のため厚生年金に加入したことすら知らないケースだと認識していましたが、これは度多くの記録が基礎年金番号に統合されずオンラインシステムに反映されていないことについては、恥ずかしながら新聞報道等に知りました。	未統合記録を探す最も有効な手段としては、お客様からの情報が大切であることから、特に年金相談等で社会保険事務所にお越しいただいた方から、記録がつながらない期間については過去の職歴、氏名の読み方等をお聞きし、記録の漏れがないように努めてきました。 現時点においても、この記録問題はすべて解消されておらず、機構移行後においても、これまで行ってきた記録整備を集々と行うとともに、年金定期便によりお客さまお一人お一人に、記録を確認していただくにて、記録の漏れ・報酬の誤りが発生した場合においても、迅速な対応により信頼を築く事が必要と考えます。
7383	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません	人員確保等が難しいと思いますが、これまで行ってきた特別便や定期便での記録確認作業を集中して処理できる環境を作ることだと思います。	受付件数が多かった事務所ばかりで日々処理することに追われていたので、このような問題になるとは認識していなかったと思います。存在については、メディアや新聞で一般的に知られた時期だったと思います。	対応できませんでした。反省点としては、各制度の年金番号で記録を管理したことではないかと思います。また、年金請求時に相談者からの記録聞き取り作業が不十分であったなど、接客対応面も反省すべき点だと思います。
7384	地方庁	その他(社会保険事務局)			平成19年ごろに知ったが、それまで記録管理の変遷について、ほとんど知らなかったため、どう捉えていいのかも分からなかった。国民の方々からの問い合わせを受けるなかで、並行して、周りの先輩方に過去の経緯を教えてもらい対応していた。国民の方々の不信感が感じ取られ、どうしてこのような記録管理だったのかと思いながらも、コンピューターのない時代にどのように管理すれば適切であったのか、複雑な問題だと認識していた。	お客様に対しては納得いただけるように対応しようと思った。また、コンピューターのない時代に、被保険者の動きを追うのは難しかったことも推測され、申請主義がそれに拍車をかけたのではないかと思われる。
7385	地方庁	その他(社会保険事務所)	3号特例と、平均標準報酬の低下に伴う障害年金や遺族年金の額の低下 (300月みなしの場合)	時間をかけて詳細に確認しなくてはならないものもありますが、自身の範囲で行える、判断可能な案件については、その場で確実な処理をしていくこと。	制度上、過去国民年金と厚生年金が別々に管理をされており、給付の際、 抜け落ちてしまうことが多かったということは、社労士の勉強をしていた折か、 そのくらいに知ったように思うが、はっきりしない。 社会保険の適用業務(窓口)を経て、さらに年金相談をするようになり、 記録に関する案件を多く受けるようになって、記録が抜けていることに伴う 問題点をより実感をもって認識するようになったと思う。	統合可能な記録については、統合するべく手続きを受け付けていた。 この問題については、過去の制度から積みあがった問題点もあるが、 本人側の意識の問題もあるため、わかりやすい周知をもっと行っていたら 良かったのではないかと感じる。
7386	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	自身の年金記録に納得できない方に対しては、せいいっぱい調査すべきとは思いますが、定期便など(特に受給者の)は、経費の無駄使いだと思います。送付までの経費、事後処理の経費共に。	「消えた年金」という表現は、もっと反論すべきであったと思います。複数の年金番号をもっていた人たちの責任はまったく問われず、一方的に「ずさん」と片付けられることは、誰もが不本意であったと思います。 それから、遡及訂正ですが、これについては、事業主にのみ責任があると思います。「徴収率を上げるために」と言われていますが、その職員は、まじめに仕事をしていただけで、個人的に何の得をしたわけではありません。	お客様対応では、ひたすら「申し訳ありません。」という姿勢で対応してきましたが、限界を感じています。
7387	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	問題解決をどう定義するか(申立てされている期間の年金を支給可能にすることなのか、記録をすべて統合することなのか、統合できないものが残ったとしてもできうる範囲で調査をやり尽くすことなのか等々)、またどの程度の期間で解決するのかによって方策も様々だと思われますが、できうる限りの調査を数年で終え、最終的には政治判断による救済策を講じる以外に、年金制度に対する不信感を払拭する方法はない考えます。	他手番登録されるべき記録があることは知っておりましたが、順次統合されており、いずれにせよ年金受給時には統合されるものであると考えていました。膨大な件数があり統合困難な記録も少なくないというような問題として認識したのは、国会、報道等で大きく取り上げられてからのことになります。	業務上のものを除き、特別な対応はしておりません。反省点と言えるかはわかりませんが、どのようなシステム・運用・組織体であれば、今日の年金記録問題は発生せずにすんだのか、完全な記録管理が可能であったのかということに答えを出さないかぎり、今後もこのような問題が発生しないとは言い切れないと考えます。戦中から現在に至るまで、のべ数億の年金記録を数十年のスパンで管理し、国民の現住所を完全に捕捉し、一円のモレもなく支給をするにはどうのような制度設計、運用、組織人員であれば可能でありえたのか、また今後可能でありえるのかということは、今日までの反省にもなりうるし、今後の年金制度の課題にもなると考えます。
7388	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金の第4種被保険者期間がある方に厚生年金記録が判明した場合、第4種被保険者期間を訂正もしくは、削除するため、年金額が、減額になるケースがあります。本人は、年金記録が判明したので年金が増額されると思っているため、対応が困難である。	裁定後に記録が判明した場合は、第4種被保険者期間を訂正もしくは、削除せずに通常の厚生年金被保険者期間として扱うことができるように法改正を行う。	年金制度にたいする信頼を損ないかねない重大な問題。平成16年頃、厚生年金の記録調査業務を担当していたときにそのように感じていました。	厚生年金の期間照会に対して、丁寧な調査をして、回答していました。ただ、本来は、被保険者から照会されてから調査するのではなく、例えば、氏名が収録されていない記録等は、照会されなくてもあらかじめ記録を整備しておくべきであったと思います。
7389	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ありません。	私は、平成20年8月1日に任期付職員として採用されましたが、採用される以前に新聞報道などで年金記録問題を知りました。 年金記録問題とは、本人の年金記録が正確に管理されていない(ずさんな管理)ものだと報道されていましたので、そのように認識していました。	現在扱っている業務が、被保険者ひとりひとりの年金記録につながっていることを念頭に、慎重に処理することに心掛けました。 過去の紙台帳から電算に切り替える際に、フリガナがない氏名を読み方を確認せずに間違った読み方で登録したケースもあったと聞いたので、そうではなく、読み方を確認してから登録すればよかったと思います。
7390	地方庁	その他(社会保険事務所)	紙台帳における個人記録の誤りや、紙台帳からオンラインに移したときの氏名、生年月日等の入力誤りが多く、本人の申し出に基づいて検索しても、当該記録に行き着かないことが多い。	被保険者名簿のマイクロを効率よく調査する方法、同僚の記録を使った調査など、期間調査に長く携わった人にはそれなりのノウハウが備わっていると思うので、そういった情報やスキルを共有していくことが大切だと思う。全国の記録調査にかかわる職員が容易に情報を共有できるような情報提供をしてほしい。	以前は年金は申請主義という認識が職員にもあり、一人が数多くの手帳番号を持っていた時代に、まれに請求漏れの記録があっても不思議はないと思っていた。しかし数年前から世間で大きな話題になるにつれ、請求漏れの多さ、その問題が根深いものであることを認識するようになった。	年金請求の受付に携わったことはないが、裁定請求の際、担当者が本人の記録を本人に見せながらよく確認し、漏れている記録がないかを入念にチェックする必要があると思った。問題だと思うのは保険料を払った分を年金として受け取るのはお客様の当然の権利であるし、請求漏れがあってはならないという認識が低かったのではないかと思う。
7391	地方庁	社会保険事務所課長級以上	思い当たる問題はありません。	思い当たる問題はありませんので、解決の方策はありません。	基礎年金番号導入後、手番の統合処理は最終的に年金を請求する際に行えば良いと思っていました。そのため、恥ずかしい話ですが年金記録問題がここまで大きな社会問題となるとは最初は思っていませんでした。確か平成19年の3月か4月頃、宙に浮いた5000万件の記録があることを新聞等で見た時、この問題を知りました。	平成19年5月の休日開庁日に一気に大勢のお客様が相談に見えられ、対応に苦慮しました。その後は平常業務もままならないほどのお客様が平日も見えられたましたが、とにかくお客様には懇切・丁寧な応対に心がけ、今日まで対応してきました。 反省点としては、宙に浮いた記録が5000万件もあったことが、地方の現場に報道されるまで情報の提供が疚かなかったこと、また、職員の意識も希薄だったことが原因だと思われます。
7392	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	職員が大量に退職していくなか、残った職員ひとりひとりが出来る限りの対応をしていくしかないと思います。	働き始めた際に基礎年金番号と手番があるということに違和感を覚え、統合を進めるべきだと思いました。年金記録問題は実際にマスコミが報道し始めた頃に知りました。	出てきた書類や窓口に見えたお客様に対応する際にひとつでも真実に近づける様にしてきたつもりです。 現時点でも保存記録になっていてすぐに記録が見えないといったことがあるので保存記録などといったものは無いようにして欲しいと思います。
7393	地方庁	その他(社会保険事務所)	偽名を名乗って働いていた人が意外と多い。 それに伴い、当然本人のものと確認できない番号がある。	個人的な判断はできないので、ガイドラインを早急に作成してほしい。	過去に安易に年金番号をいくつも払い出していたツケが今この問題を引き起こしたと思う。 採用された当初、厚生年金の適用課に配属されていたが、簡単に新番を払い出していたと印象が残っている。	年金給付の仕事に携わっているので、スムーズに再裁定処理が進むよう、書類の作成など早急に取り組んだ。 過去の年金制度について、また、複雑な制度について知識が浅かったと反省した。
7394	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	地道に統合していくしかない。 高齢な方や病気の方、死亡された方などの記録は最終残ってしまうのではないでしょうか。 最後の一人までは難しいと思います。 台帳などを照合する場合、派遣職員などで対応するのではなく、時間を掛けても職員がしっかり照合する方がいい。 (元々、臨時雇い入れの方たちを使い、パンチミスとかがあったとの話を聞きました。) 戸籍の氏名変更歴を利用できれば、名寄せがもっとできるかもしれません。 社会保険との記録と必ずしも一致しませんが、雇用保険情報を利用することも一考だと思います。	いろんな番号、記録を持っていても最終年金請求の時確認できるという認識はありましたが、市町村で請求された場合などは、確認不足になることも考えられました。 年金相談業務をする時(平成5年4月ごろ)、年金請求時に職歴確認すると1年未満の期間については思い出せない人が多いので、もっと早い時期(若い時)に確認してもらえればいいなあと思ったことはありました。 平成9年1月1日に基礎年金を付番するまでは、厚生年金・国民年金・船員保険等制度ごとに番号を払出していましたが、付番時点で加入している制度の番号が基礎年金となるわけですが、 今まで持っていた手帳番号は取り残されることになり、宙に浮いた状態になったわけです。 今思えば、厚年の取得時に確認していたが、被保険者が職歴を隠したがったり、会社の担当者への広報が行き渡らない点もあり協力が得られなかったりということで残っていく場合がありました。 国民年金に加入時には、市町村で確認してもらい統合処理をしていましたが、国民年金が市町村から国に移ってからは、市町村で情報管理しなくなり手薄になった感はあります。 収録されていない記録が存在することは、今回の報道以降に知りました。	ハローワーク等の説明会で話す時は、自分の記録を確認したほうがいいとか、特に女性は旧姓がある場合は確認の必要があることを強調しました。 それに広報を利用して、基礎年金番号に統一する必要があることをお知らせしました。 今回の問題が発生してからは、誠心誠意記録が判明するよう対応してきましたが、まだまだ先が見えない状態です。 年金記録をさがせば、必ずしも年金額が増えるとは限らず、減額者に対しての対応に苦慮しております。その対応についても、マニュアルを示していただけば助かります。 今思えば、昭和61年4月1日から基礎年金法ができた時、国民年金の台帳の切替えも上手くいってなかったように思います。 切替未切替えの台帳の記録のマイクロがないのは残念でしたし、特殊記録もすぐWMに記録を移していたらと悔やまれます。 当時の仕事については、全体的なことを考える余裕もありませんでしたし、将来どのようにする為にこの作業をしているのかっていうものが見えていませんでした。 今のように、情報や考え方を共有することもなかったし、目の前の与えられた仕事をするだけでグローバルな考えで仕事をしていませんでした。 みんなで考え、仕事に方向性を持って進めていくことが重要だと思います。
7395	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金記録問題を解決するには、国民皆さんの記録に確実に誤りがないといえるまで調査するしかないと思います。そのために、調査する係の人員を多めに配置したほうがいいと思います。	5000万件の未統合記録があると報道されて知りました。 年金記録問題が国民の皆さんを年金制度不信にしてしまったので、信頼を回復するために最優先で解決しなければいけない問題だと思っていました。	窓口に相談に来られる方や電話にて相談してきた方に対して、その時に解決して1件ずつでも確実に件数を減らすようにつとめました。 ねんきん特別便が発送されて窓口が大変混雑してしまったため対応のための人員配置や環境をもう少し整備してからのほうがよかったと思います。
7396	地方庁	その他(社会保険事務所)	今年の4月から在籍しており、深く関わっていないので、分かりません。	事務所では、職員が通常業務をしながら時間外や休日を使って記録問題に取り組んでおり、人手が足りていないと感じたので、専門の職員を増やすべきと思う。	事務所側の管理の問題もあるが、事業所側が手続きを雑に行っていたりすることも問題が大きくなった一因と感じる。年金記録問題が存在することを知ったのは、マスコミで報道されるようになったとき。	記録問題に関する問い合わせの電話対応をする際、お客様の不信感をこれ以上大きくしないために、誠心誠意丁寧な対応を心掛けた。反省点としては、社会保険の手続きをきちんと行うことが将来的にどれほど重要であるかという認識が不足していたことが問題で、どのような制度であるのかをもっと広く周知すべきであった。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7397	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	同上	入庁当時(2年前)では単純に手帳記号番号と基礎年金番号の統合漏れによる記録漏れのみと認識しておりましたが、業務の経験を経て現在では、 ①本庁と地方局・事務所の問題意識の低さ ②年金制度の複雑さによる国民の理解の困難さ ③自身の年金の記録に関する国民の意識の低さ ④事業所における社会保険制度の意義の認識の低さ その他様々な背景が複雑に絡み合った末での結果としての記録問題として認識しております。	上記問題については ①一般の方々から窓口でのご意見をいただくたび、法的な根拠に従う公務員としての考え方を示す一方で、それが一般国民としての意識とどのように乖離しているか、という意識を絶えず持ち続けるよう努めています。 ②年金制度の複雑さにおいては、まず自身が積極的に窓口や電話対応を行うことで、国民に制度への理解を高めていただくにはどのように要点を絞って説明するのが効果的かを考え、実践しながら業務に反映するようにしております。 ③②の対応と重複しますが、窓口・電話対応時における説明には、自身の年金記録が将来的にどのように自分に反映されるか(国年未納であった場合の年金金額の減額、障害年金等の受給権を得られない等)を織り交ぜることで 年金制度に対する周知と意識の啓発に努めております。 ④事業所においては社会保険労務士などを雇用できる大企業はともかくとして個人事業主は社会保険の正確な知識を持って事務を行える人間がいないのが現状です。 そのため、事業所から問い合わせがあった場合には正しい手続きの流れはもちろんですが、なぜその手続きが必要なのか・なぜ手続きに添付書類や証明が必要になってくるのか、という根拠を噛み砕いて示しながら説明するように努めております。
7398	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません。	統合帳の突合作業については、委託業者及び賃金職員を大量に配置して実施する計画でありますが、社会保険ＯＢを大量に配置して実施する方法も検討して欲しい。(同じ結果を繰り返さないためにも)	[redacted] [redacted]。 その以前は、お客様が年金相談を実施する際に、記録を確認し、統合していたと認識していたので、未統合があることは知っておりましたが、5000万件もあるとは認識していなかった。	[redacted] 以前から、そういう問題(5000万件)について認識しておれば、もっと早い段階で対応すべきであった。 年金記録の管理について、内部での指導、点検等が不十分であったと思う。
7399	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	年金記録問題で判明した事象以外については知りません。	時間的な制約があると思いますが、ねんきん特別便でご本人が申し出られた職歴について丁寧に調査して回答を差し上げるのが最善と考えています。 そのためには、指導する人間の確保、調査をする人間の育成が大切だと思います。記録の調査は経験を積んでノウハウを蓄積することが大切だと思います。 単に、短期間に人数をつぎ込めば何とかできる内容ではないと考えています。 記録調査を指導する人材、調査内容、回答書の内容を点検する人材を十分確保しないと、丁寧な調査は困難だと思います。	資格取得日が2ヶ月違うとか、銀行などで転勤日が違うということは、年金給付の担当をした平成元年頃聞いたことがあります。 それまでは、直接、年金記録に係る業務をしていなかったから、ご本人からこのような話を聞く機会がありませんでした。	事業所からの届出がそのようになっていると説明しました。 その時は、事業所が誤った届出をするとは考えていなかったし、台帳・原簿への記入、磁気媒体化で処理誤りが多数発生しているとは思いもよりませんでした。 もっと慎重に耳を傾け、時間がかかることをお断りして、調査をすればよかったと思います。
7400	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	より組織的な取り組みが必要だと感じています。	想像以上に深刻で、解決までに大変時間の要する問題と認識しました。配属日より年金問題の電話対応に追われ、そのほとんどが再裁定、期間調査の回答遅延に対する痛烈なクレームで、社会保険庁が置かれている状況の厳しさを実感しました。	誠意ある対応を心がけたつもりです。迅速な回答をしたいと思いましたが、当初は原義を探すことさえ、ままならず時間を要してしまいました。お客様の強い要望で、支払い調整係の方に引抜を依頼し、早急に対応していただいた案件が数件ありました。職員各自の意識改革(責任感)と書類の徹底した管理が必要だと感じました。現時点では職員一人一人に対する個人依存度が高く、職員の負担が大き過ぎると思います。組織的な対応をしていかなければ、職員はますます疲弊してしまうのではないかと危惧してしまいます。
7401	地方庁	その他(社会保険事務所)	これまで問題となっている年金記録問題以外について、自分が知っている問題は、特にありません。	これまでに行ってきた、ねんきん特別便等の送付と同様、本人の記録の可能性の高い記録が判明した場合は、その都度、迅速に本人に通知し、また、記録のもれがあると本人から申し出があった場合は、なるべく本人の申し立てどおりに記録を認めるよう、問題解決に向けて、そのような方策をとればよいと考える。	年金記録問題について、実際、業務を行っている間は、その業務を正確かつ迅速に行うことを第一に考えて行っていたため、現在問題となっていることは、その当時は、それほど大きな問題になるという認識は、特になかった。そのような問題が存在することを知ったのは、2年半程前の頃である。	年金記録問題として認識して以降は、過去の記録に関しては、ねんきん特別便等を参考に、本人に不利益にならないよう、より慎重に検索を行うように対応し、また、現時点でみた場合、基礎年金番号導入後に、未統合の記録を迅速に基礎年金番号に統合処理を行わなかったこと、年金制度発足時から、氏名のふりがな、住所の収録を行っていなかったことなどが、反省点として
7402	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	特にありません。	事業主、被保険者及び受給権者等の協力を求め、解決を図る。	過去から行ってきた業務において、事業主からの届出により処理し、被保険者の申出に頼ったことにより、その結果として発生したものだと思います。 年金受給請求書などに基づき、記録を社会保険事務所などに照会した際、他の記号番号で取得しているときがある。	本人照会し、事業所の所在地、本社の所在地等を回答してもらい、調査を行った。 事業所を転職する際に、被保険者証を別に取得させるなど、事業所及び被保険者の申出により処理し、確認行為がおろそかになっていた。
7403	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	年金記録課の定員数を多くし、実地調査や未回答者に対する勧奨訪問を強化することが方策の一つであると思う。	これほど多くの年金記録問題があるとは思ってもみなかった。また、年金記録問題が存在することを知ったのは、マスコミで報道されるようになってからである。	一つでも多くの記録が本人の記録として結び付けられるように、懇切丁寧に接客するよう努めた。 紙台帳からコンピューターに入力する際に、一件一件丁寧に入力するように指導することと、入
7404	地方庁	その他(社会保険事務所)		社会保険庁の保有記録と本人の申し出が異なる場合においては、第3者委員会の判断に委ねるという現在の方法しかないと思うが、物的証拠ないし明らかな状況証拠のないものについては、その記録は存在しないものと判断し、早期に当該記録の有無を回答する必要があると感じる。認定基準を緩和しすぎると将来の年金財源に影響が出る可能性があり、現役世代の負担の増加およびただでさえ年金額の計算条件の悪い将来年金を受け取る者の年金額の低下を招く	年金制度の根幹を揺るがす問題だと感じる。未統合記録が多いことについては5000万件の報道前だが、標準報酬の改ざん等については公表以降。	できる限り電話、窓口等で聴取し、未統合記録を減らすことを主眼に対応した。台帳で知りえる情報でしか相談者に回答できず、納得のいく説明が難しいことが反省点。
7405	地方庁	その他(社会保険事務所)	・カセット記録のまま未閉放になっている。(生きている方、遺族の方多数あり) ・名簿の書換えでの転記ミス(取得日)が非常に多く、今回の特別便で誤った処理を行っている可能性があると思われる。(元々の021-1が、正しいと思われるケースあり) ・記録判明したが、基金への請求案内がきちんとできていない。 ・取得日が月変日や算定日になっている。 ・他人記録の混在を放置したまま。 ・名簿・旧台帳・021-1いずれも内容が違う。 ・脱退手当金と期間重複している国民年金の納付済期間の放置。 ・脱退手当金を受給しているにも関らず、旧台帳の不備や、在職中の支給など、常識で考えても取り消しするのがおかしいのに、年金復活し、莫大な支給をおこなっている等など・・・ ・当たり前の話ですが、減額する場合は過去の分の返納は求めず、これから支給する将来分を返納申し出書を提出させずに、減額する。⇒特別便発送前に体制構築、予算の取得、法律等の改正が放置のまま現在に至っており、全てが現場まかせ。このアンケートを2年前にしていないし、現場から意見を言う気が全くおこらない現状。	・6億5千万件の名簿と旧台帳及び資格記録の突合と、判定委員会の常識的な視野にたった判断。	・平成4年に他庁照会(主に、事務所どうしの期間調査)に携わった時。 ・名簿に記載されている、厚生年金の手帳番号が多数間違っていた。又、番号があっているのに、資格記録画面に反映されていなかったこと。 ・それを先輩や上司にたずねても、理解・納得できる返答はなし。	・若い時だった事もあり、その方の記録を探すこと及び補正することに意識が集中し、全体までは見えていなかった。それ以降、記録関係の担当になっていなかったが、仮本的な解決方法が見えない中で、特別便の発送がはじまった。窓口の来訪者数が150人におちついた、昨年の夏から特別便の責任者となり、今までできなかった事(思い)を今の仕事にぶつけている。 ・生きている内に本人さんに記録確認し、生きているうちに受給又は、ご理解いただくこと。 ・記入いただいた内容に最大限お答えすること。 ・誤った回答をせず、適切に年金を早くお届けすること。 ・反省点は、(6)の最後に一部のみ記載しています。 ・アンケートの主旨が現場には伝わっていませんよ。
7406	地方庁	その他(社会保険事務所)	平成20年11月～平成21年3月まで、賃金職員として年金特別便の国民年金の仕事を手伝わせていただきました、払出簿の縦覧、その他あらゆる観点から過去の納付状況を調べていく中で、ひとつ疑問に思ったのは、払出簿の縦覧期間でした、過去の未納分は、二年間以内に納付が可能なはずなのに、二年間ぴったりしか確認していない人の分があったり、未納部分の後に厚生年金加入がずっと続いていると、二年以内の、問い合わせ照会期間しか調べてなかったりの人の分が数人分ありました。早速調べなおしをしましたが、それまでの人の分の中調査落ちぶんわ無いのか不安がおこりました。また、二年ぴったりでわん無く、2年1ヶ月納付可能なはず。確かにどんなに真剣に調べて見つかる率の方がまれで、殆どは納付の確認の取れない問い合わせ多数ですが、もしも2年分しか縦覧しない人の分の中に最後の1ヶ月の所に1ヶ月分でも、見落としていたら申し訳ないとおもいました。 それと、国民年金の加入も支払いも以前は、区役所で全て行っていたはず、区役所の窓口担当	大変に難しい問題で自分のなかでもまだ、解決策が浮かびません、申し訳ありません。	平成18年か平成19年頃だとおもいます。腹立たしい思いでいっぱいでした。 そのころ、国民年金推進員をしておりましたが、訪問先の方々の中にも払ったはずなのに何年分か記録されていない方がいたりで、会社側が違法な場合もあり、全て社会保険事務所や区役所がわの責任ともいいきれず、冷静な対応が必要な問題だと思っていました。	対応する立場では無いため、事務所へ報告する程度でしたが、根気良く訪問さきの納付者の方に接するよう心がけました。お金や物品に対して銭感に成らない用に心がける必要があるとおもいます。
7407	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	第三者委員会の人数を大幅に増やしていかなければならないと思います。	保険料を納付しながらも正しい年金額が支給されてない等、深刻な問題ととらえていました。	社会保険庁での対応では限界があるので、厚生労働省全体で取り組みを進めて行かなければならなかったと思います。対象人数が、莫大な数ですので、処理しきれないと感じておりました。
7408	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	厚生年金保険の未統合記録の約5千万件については、5千万件の記録の整備をしてから、本来の待ち主探しをするほうがよかったが、現時点では、特別便等で照会のあった方の記録をこつこつ調べるしかないと思います。	年金制度が発足してからの記録管理の不備であり、何をおいても取り組むべき問題であると思いました。 このような問題があることを知ったのは、マスコミ等で報道された平成19年5月頃だと記憶しています。	一つ一つの照会に丁寧に対応すること。また、本庁からの指示による休日開庁時には、積極的に出勤しました。 平成9年に導入された基礎年金番号への他手番の登録処理は、当初、5カ年計画だったと思いますが、これが計画どおりに終わっていれば、5千万件はもう少し減っていたと思います。
7409	地方庁	社会保険事務所課長級以上	とくに思いつかない	年金記録の個人特定については、今までの業務経験が必要と思います。 現在の職員全員を再雇用及び人員を大幅に増員して、記録の調査専門の部署で一本化して問題解決に当たる必要があると思います。	期間照会で年金番号が複数見つかる場合がかなりあり、未統合の記録があることは知っていましたが、年金請求のときなどに本人に記録を確認しているので、随時統合できているものと思っていました。これだけ宙に浮いている記録があることは公になってはじめて知りました。	特別便等の問い合わせ等について、話をよく聞いて、本人の記録を正しいものにするように努めました。取得時に基礎年金番号が不明であっても、安易に基礎年金番号を設定せず、旧姓などきちんと確認することが重要と思います。
7410	地方庁	社会保険事務所課長級以上	○特になし	○この問題とは、記録問題と考えてアンケートに答えます。 ○社会保険加入事業所への法令順守(保険料源泉徴収時の従業員に対する周知・説明義務)と20歳での国民年金加入時の説明の徹底が必要と考えます。	○何万分の一の事務的なミスと考えていました。 ○基礎年金の統合もれについては、私たち(行政側の)取り組み不足と考える。 ○基礎年金の統合漏れ等を中心に考えれば、平成11年頃かと考える。	○国民年金・厚生年金制度の発足当時からの経過説明となぜこの問題が発生したか、行政の行ってきた取組みの説明をし、被保険者側がどのように考えておられるかできるだけ聞くようにしています。 ○一番の問題点は、私たち行政側の国民に対するサービスの姿勢のあり方ではないかと考える。私たちは、全体の奉仕者として公平にサービスを行うのが仕事であったが、年金記録については、サービス不足であったのではないかと考える。過剰サービスとのバランスをとるのは難しい
7411	地方庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7412	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	1件1件地道に調べる。	①本来もらえるべき年金がもらえていないということは、重大な問題であると思っている。少しでも早く記録の照合を進めなければならないと思う。 ②「宙に浮いた年金」として取沙汰されるようになってから。それ以前は、年金の請求時などに、本人に記録の確認を行っており、すべて統合されたうえで年金が支給されていると思っていた。	①なるべく詳しく本人(家族)から情報を集め、可能性のあるものははなるべく調べるようにしている。調べている際に、疑わしい記録が出てくれば、本人に連絡を取り、ひとつでも多くの記録を統合できるよう努めている。 ②最近では検索システムもでき他県の記録なども調べられるようになってきたが、照会をかけてから1年以上も回答がないのはおかしい。照会の数も膨大で大変なのは分かるが、そのつど対策をとっていればここまで遅くはならなかったのでは？ 旧台帳の記録をWM上にアップしてほしい。保存記録を全て復旧しておいてほしい。 はじめから、全てを考えた上で通知を出すのは難しいと思うが、似たような照会が多すぎるのでは？お客様からは、また同じようなものが届いたけれどもどうすればいいか、前回同じ内容で回答済みである、との連絡を多数いただいた。 調査期限が厳しくなると、調査がおろそかにならないかが心配。
7413	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	人手をかけ、一つずつ調査するしかないと思います。	基礎年金番号導入以降の採用で、記録についてはちゃんと管理されていると思っていた。知ったのは、世間で問題視されだしてからです。	一日も早い解決のため、全力をつくそうと思いました。 何かをはじめる際の、シュミレーション不足(どんな問題が発生しうるか等)が挙げられると思います。
7414	地方庁	その他(社会保険事務所)			採用されたばかりの時は、基礎年金番号に登録されていない手帳番号がたくさんある事を知り、全ての記録統合を終えるのは大変な作業であると思った。そういう記録があり、確認、統合する作業をどんどん進めていく必要があるという事をもっと国民の皆さんに知ってもらう必要があるのではと思いました。	積極的に記録の確認、統合の作業を進めていくべきだとは思いましたが、基礎年金番号導入時にもっとその必要性を国民に伝える必要、確認、申し出を積極的にしてもらう必要があると思いましたが、今のようなねんきん特別便で、加入記録を全ての加入者の皆様にお知らせするようにもなっていなかったし、そういう事があるという事も大きな問題として取り上げられていなかったので、なかなか進んでいかないという状況があったと思います。今すぐに記録統合ができなくても、最終的には年金の請求時に記録を確認できればいいという風潮もあったのではないかと思います。もっとご自身の年金につながる記録がどれだけ大切なのかという事を、国民の皆様にも意識を高めて持ってもらうべきだと思うし、私たち職員もそういう意識をもっともっと持っていて、記録を統合していく必要性や、喚起をし、そういう仕組み(特別便のような)を早くつくる必要があったと思います。
7415	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金手帳番号のままで、でカセットが閉じていないものや、脱退手当金受給記録や共済移管記録が不備のまま整備されていないものが、多数あるものと思われます。	厚生年金記録の整備されていないものを整備できるよう、早急にシステム等を考慮すべきだと考えます。	被保険者自身が過去の職歴(特に事業所名)が不明なことが多く、ほぼ本人の記録ではないか思われるものでも、確定されないため統合されないままになってしまうものが、かなりあるものと思われ、宙に浮いた記録のすべてを解決することは不可能ではないかと認識しています。この年金記録問題が公になってきてから、特に強く感じます。	特に年金記録問題が公になってからは、被保険者から老齢年金の裁定請求受付時等に、あらゆる角度から統合漏れがないかどうかを本人に確認しようと努力してきました。過去のの対応してきた職員の認識不足でその確認が徹底していなかったことも反省点として挙げられると考えます。
7416	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道されている件以外にありません	すでに「特別便」「定期便」を送付し、記録に関する回答を得ている方々についての調査に人員を割くべきと思います。次から次に、同じような分かり難い通知を送るだけでは逆に混乱をまねく事になります。 「通知を出した」というような対応ではなく、現実的なオンライン上の記録の整備等に力を入れる時と思います。	年金記録の問題について知ったのは、世間で騒がれるようになってからです。 記録の問題に関して年金手番が複数ある人がいる事は知っていましたが、基本的に年金請求時等に確認をされていると思っていました。	記録の確認について、出来る限りの対応を心がけているつもりです。 このような問題がおきて思ったことは、紙の台帳等を処分するべきではなかったのではということです。保管スペースの問題はありますが、きちんとしたデータベース化の後に廃棄することは出来なかったのでしょうか。
7417	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	公表されている内容以外には存じあげません。	現在すすめています通り、ご本人の照会に基づき記録調査を確実に行う。 また、基金記録との突合や国民年金の特殊台帳の処理も引き続き確実に進捗させる。 ただ、厚生年金の過去記録や国民年金の台帳については専門的な知識も必要なためできる限り経験者を処理担当とすることが望ましい。しかしながら、現状は通常業務を行いながら記録調査等行っているのには限界があります。また、1月以降さらに経験者が減員となることに大きな不安を抱いております。 日本年金機構に採用される職員は今まで通り通常業務と記録問題とを積一杯進捗させ国民のみなさまの信頼を一日も速く取り戻すべく努力すべきと考えます。具体の方策としては不十分ですが、1件1件の積み上げが重要かと考えます。	ご質問の「年金記録問題」の範囲がわかりませんが、厚生年金の記録補正の担当係に配属された時から、記号・番号の誤入力や資格記録の誤入力やもれがあることは認識していました。しかし、オンライン記録に入力されていない紙台帳が存在すること等は公表されて初めて知りました。年金記録問題については、社会保険庁の一員として全力を上げて一日も早く解決すべき問題と捉えております。	一日も早く解決し、お客様に正しい年金記録をお届けし、正しい年金を受給していただけるよう窓口業務や遡及業務を行って参りました。 現在は再裁定の遡及業務を日々行っております。 反省点としては、厚生年金番号と国民年金番号を別に管理したこと、一人に1冊の年金手帳としなかったこと制度上の問題が大きいと考えます。また、基礎年金番号制度導入後のご本人への疑重複照会業務を広報も含め特別便のような対応をすればよかったと考えます。 また、特別便を送付する前に氏名入力や旧台帳を整備すべきだったと考えます。
7418	地方庁	社会保険事務所長	特にありません	全ての手番の調査	最重要課題と認識しています。 新聞、テレビで報道されてからです。	該当課でない時も、できる限り調査担当課に協力しました。 被保険者の自発的な照会、特別便、定期便といった同内容の照会が重なることによって、同じ調査を何度も繰り返していることが、回答の遅れにつながっていると考えています。
7419	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	地道にやることかと思います。	制度上仕方のないものと思っていました。 報道されるようになってからです。	誠実な対応と正確な解答をすることです。 制度を作った際にこの問題が予想できなかったことだと思います。
7420	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思いあたりません。		問題が発生するまでは、すでに年金の裁定を終えている人にこれほどの記録漏れがあるとは思ってもみませんでした。 今から思い返せば、社会保険庁のコンピュータを過信していたということになります。 また、最初は「氷山の一角に過ぎないだろう」といった甘い考えもありました。 これまで窓口で本当に数多くの実例にぶつかりました。「保険料を取るだけ取って、年金は払わないのか」というお客様の声が身にしみます。 報道では社会保険庁の中には「この問題が顕在化すると、社会問題になる」と認識していた職員がいたとされていましたが、私の中ではそういう認識は全くなく、今回のような出来事は想定外であり、また今までの自分の仕事が否定されたようで、ものすごくショックでした。 以上のとおりで、これほどの問題がある知った時期は一連の報道で騒がれ始めてからになります。	保険料を納付された記録について、これが年金の給付に結びつかないということはあってはなりません。窓口では本人の記憶とこちらのコンピュータの記録の整合性を確かめるだけでなく、「本人が忘れている記録があるのではないか」ということを念頭において、聴取・調査をしました。 年金の支給は、行政側の記録管理と年金手帳を交付された被保険者の法的な権利行使によって成立しますが、これまでの社会保険庁ではこれが「本人の申し立てがなければ、年金支給に結びつかない記録があってもしょうがない。年金手帳を交付しているのだから、被保険者には記録の存在は伝えてあり、権利を行使するか、しないかは本人次第」といった考え方があったのではないかと思います。「過度の請求主義」と言えるかもしれません。 これからは被保険者の皆様に「適切に権利を行使していただくためにはどうすればよいのか」を念頭に、記録管理・年金支給事務しなければいけないと考えています。
7421	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		年金記録関係を担当する部署に配属されたいた期間が短く、その時にこういう問題があるとかあまりよくわからなかった。今回の問題ではじめて知った。	記録判明に向け精一杯努力するのみ。大切な記録であるという意識が薄かったのでないかと思われる。
7422	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	年金記録問題については対象者が多くいろいろと大変とは思いますが、焦らず確実に回答を行うことを方策とし、国民の信頼を得ることができればと思います。	年金記録問題は社会保険の基本情報が少し誤っている程度と認識していました。問題が存在することを知ったのはここ最近です。	社会保険の基本情報に誤りがあるのであれば早急に誤りを是正すべきと思いました。この問題については紙台帳からオンラインシステムへの転換時に正確な 記録を転記できていないことが発端なので正確に処理が行えていなかったことが反省点として挙げられると考えます。
7423	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	無し。	1件ずつ片付けていく。	マスコミによる。	仕事(記録問題含む)に専念する。 根本的には、長期的計画の組漏と人員不足があると考える。
7424	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にはありません。	短期的な対応が最重要課題であると思われますので、予算措置等の問題はありますが、人海戦術で取り組むべきと思います。	国会等で取り上げられてから知りました。窓口等の対応において、複数の年金番号所持であったり、資格に関する日付け誤りの届出に携わるにあたり、記録が不備であるケースが多々ある事は認識していましたが、戦前まで遡るにしても、ここまでの件数とは思っていませんでした。根本にあるのはやはり制度の複雑さではと思います。	特別便の受付け、年金相談窓口に携わってきたので、兎に角不備の無いように、そして、来庁者の意見、不満等に耳を傾け、真摯に対応するように心掛けてきました。反省点としては、市区町村との連携のあり方(事務処理等)。年金制度自体の複雑さ。被用者年金においては、保険料納付において事業主が窓口であるので、個々の人の納付に対する意識の低さ。職員のスキル等であると思います。
7425	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	特別便など期間と件数のノルマを各人に課し、処理スピードをアップし、責任の所在を明確にする。	年金受給に直接結びつき、その方の人生に係わる大きな問題だと感じた。 マスコミで取り上げられるようになってから知った。	お客様の立場に立ち誠心誠意対応するよう心がけた。
7426	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特になし。	全職員が一丸となってボランティア精神で一生懸命頑張る。	年金記録問題が発生するまでは、未統合の記録は本人からの「資格期間照会」の照会や「裁定請求」時の加入期間申し出の調査・確認により統合できると認識していた。よって、「宙に浮いた年金」あるいは、「消えた年金」と言われることは残念に思う。 しかしながら、上記の請求で実際に思い出されない記録が未統合となる結果が生じており、年金法の制度設計が不十分であったとはいえ、担当していた者としての取り組みが甘かった訳であり、申し訳ない気持ちで一杯である。	記録問題が発生した以降は、平日残業や毎週の休日ボランティア出勤を続けており、早期解決に努めている。 加入記録は、「従業員は採用時に年金手帳を事業主へ提出し、事業主は年金手帳を確認して社会保険事務所へ資格取得届を提出する」ことにより加入記録が繋がる仕組みであることから、未統合記録は、従業員の責任、事業主の責任及び社会保険事務所職員の指導が不十分であった責任がある。
7427	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金記録問題の解決にむけて、まずは、特別便や定期便で、ご本人様より回答をいただいているものについて、早急に処理をすることだと考えます。私は、現在社会保険事務所の年金相談室で裁定請求書の受付や、年金に関する相談に従事しておりますが、「特別便の回答を送って随分経つのに回答もない」という方が多くみえます。その場で調べ、判明したものは、統合処理をしておりますが、現在、回答をいただいているものの統合処理を済ませたうえで、なお残っている記録についての調査を丁寧に行っていくことだと思います。	年金は、国民の皆様の生活に関わるたいへん重要なものであり、ご本人様が加入した記録に基づき正しく支払われるべきものと認識しております。 平成9年の基礎年金番号導入時、複数の年金手帳番号を持っている方が非常に多く、中には年金手帳を紛失している方もあり、基礎年金番号に統合しきれるのだろうかと不安に感じたことを覚えています。 また、オンライン化の際、フリガナのない被保険者名簿から氏名を入力し、現存者は、事業所に確認をお願いできましたが、喪失者については、確認の仕様がなかったことも、当時、「これで大丈夫なのだろうか」と疑問に思ったものです。	現在、年金相談業務についておりますので、裁定請求書受付時には、職歴・国民年金納付状況について、ご本人様より丁寧に聞き取りを行うとともに、氏名索引も様々な可能性を考えて行っています。 オンライン化される前には、困難であった面もあるとは思いますが、裁定請求時の職歴確認が不十分であったということが反省点としてあると思います。 また、国民の皆様にも年金制度についての理解を深めていただけるような広報活動が制度発足時からもっと必要であったのではないかと考えます。
7428	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				
7429	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	マンパワーが必要だと思います。それも、記録調査にあたってそれなりの経験値を持った職員が必要です。 また、共済組合の照会も多いため、共済記録の統合も急ぐ必要があると思います。	記録もれとなっている方については、必ず解決しなければならない問題であると思います。 問題として認識したのは、平成19年頃からと思います。	被保険者の立場になって、記録確認を行っています。 記録の管理方法等反省点もあるとは思うが、その時その時代の法体制とか予算のもとで最善の業務執行を選択してきたものであり、一律に社保庁のみ責められている現状はどうかと思いま
7430	地方庁	社会保険事務所課長級以上	第3号期間と配偶者の加入記録が不一致のままになっている例が多数、存在しており、老齢年金の裁定請求書を提出するときまで、本人が知りえないシステムになっています。 このことにより、障害年金の受給資格が得られないことになって本人に大変な不利益となった例もあります。	第3号期間と配偶者の記録が不一致の記録を抽出して、記録整備(該当者に特例申請の案内を行う)を図る必要があると思います。	平成9年に基礎年金番号制度を開始したときに、他手番統合の推進の広報(教示)が甘かったため、国民が他手番があることが記録漏れであると認識していなかったことが記録漏れの大きな問題になったと思います。 年金記録もれの問題が大きくクローズアップされるようになり、特別便が開始されてから、手番未統合に気がついていない方が大変、大勢いらっしゃることを改めて認識しました。	社会保険庁の記録整備の努力が甘かったことを真摯に受け止め、被保険者の方に積極的にご協力をいただき、少なくても自分が対応した方については100%記録漏れがないように対応しつもりです。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7431	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現在行っている取り組みを全職員が万遍無くこなせるスキルを身につけるとともに、調査量の多い場所への県を越えた人員投入が必要だと思います。 また、市役所等と連携をとり、情報の共有が出来れば、処理のスピードもあがると思います。	私が新規採用された平成14年10月には、既に基礎年金番号化となっていたので、未統合の記録がこれほど存在するとは全く認識していませんでした。問題が存在することを知ったのは、マスコミ等で取り上げられるようになってからです。	私は現在、年金給付課に在籍していますが、請求書類や相談に来られるお客様に対して、旧姓を含んでの確認作業を徹底して行うようにしています。 この問題が起こった反省点としては、法改正時の記録管理システムに問題もあると思いますが、現場の職員の認識の甘さもあったと思います。
7432	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	人員確保。 各種台帳等の調査・検索システムの構築・改善。	従来より、期間照会業務等では台帳上の記録とオンラインシステムの記録の相違により補正処理することは珍しいことではなかった。 裁定請求時や相談時に未統合記録がないか確認していても、氏名未収録の記録が多々あり氏名検索で確認がとれないケースもまれではなかった。 内部では知られていたことが、公になったのが記録問題だと思う。 事務所で業務にあたるようになったときから疑問には思っていたので、いつ「知った」というようなものではないように思います。	オンラインシステムの記録を正しいものにするいい機会だと考え、対応している。 前々からわかっていたことなのに、なぜもっと早くから対策をとってこなかったのだろうと思った。
7433	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	1件1件の記録確認・突合といった地道な作業の継続に尽きると思います。 この作業を蔑ろにすると、年金に対する信頼をなくすばかりでなく、これまでの何十年にわたる記録整備の積み重ねの努力までもがすべて「無」になってしまうと思います。 それから、国民がマスメディアの偏った報道に左右されることのないよう、政府広報により年金記録の突合状況の報告を行ったり、今後送付する書類への回答について改めて国民への協力を求めるといった積極的な対応が必要ではないかと思います。	入職2年目の昭和62年に配属された適用課で、本庁より定期的かつ大量に送られてくる厚生年金被保険者記録補正事故リスト？(正確な名称は忘れましたが)なる書類の処理に携わりました。 今思い返すと、この時から年金記録問題に関わっていたということになります。[当時は上司の指示に従って被保険者名簿(台帳)と突合し、リストに正しい記録を書き込み(本庁に)進達する作業を繰り返していたくらいの記憶しか残っていませんが・・・。] その事故リストの送付が、途中で突然、理由も告げられずに打ち切られ(後に人伝に予算が確保できなくなったとの噂は聞いたことがありましたが、詳細は未だに不明)「このままで大丈夫なのか」と上司に尋ねたところ、「本庁が決めたことだから」と一蹴されてしまいました。 また、平成9年に基礎年金番号が交付された後にも、本庁より補正処理依頼のような書類が送られてきましたが、こちらも短期間でまもなく打ち切りとなったように記憶しています。 上のように中途半端な処理の積み重ねが、現在の事態を招いたのではないでしょうか。	事故リストの処理にあたり、上司から受けた「人様の将来の年金を左右することだから、決していい加減な処理はしないように」という言葉を常に頭の片隅に置いて、以来20余年間、資格照会業務や年金相談業務の際に来訪者の記録漏れがないよう努め、また後輩職員に対してもアドバイスをしてきたつもりですが、一個人ができる範囲がいかに僅かなものであったかを、改めて認識させられました。 と同時に、事故リストが打ち切りになったとき、基礎年金番号処理の際に、上司に詰めよったり、本庁に上申をするなど、もっと自分自身行動できたのではないかと(いまさら遅いかも知れませんが)反省頻りです。
7434	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	特に名案はありません。 時間はかかるかもしれませんが、一件ずつ調査を行っていくしかないと思います。 また、今後については当然再発することがないよう、処理の二重チェックを行う、 業務マニュアルの徹底を図る必要があると思います。それには定期的に研修や学習会を行い、全職員共通の認識を持って業務に当たるということが不可欠に思います。	このような記録問題が生じるとは思ってもおらず、近年のマスコミ等による報道により年金記録問題を認識した。	事実は事実として受け止め、調査等で相談された方にはできるだけ事細かに聞き取りを行い、説明し、ご納得いただけるよう努めた。 その中で過去の職員の対応の悪さをおっしゃられるかたもおり、その時々に誠実な対応をしてくれていれば・・・と感じることもあったので、誠実に対応していくことは常に心がけているつもりです。
7435	地方庁	その他(社会保険事務所)			採用当時(H18.4)より年金記録の誤りについては承知しており、請求時に訂正すべきものであるという認識でいました。	機会があれば随時確認徹底しておりましたが、全体の状況が見えないなか、すべての問題解消に向けての取り組みには消極的でした。私を含め、この問題を後回しにしようとする考え方がたまりにたまって今回の問題に発展したものと思われます。
7436	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	現在、対応している総務省による第三者委員会方式の続行でやっていく方向でよいと考える。	平成8年ころ、年金相談窓口担当していたころの記憶であるが、過去の記録(紙台帳)は、社会保険事務所の火災などで焼失したもの以外は、すべてWMに収録されているという認識だった。。ただ、WMの記録には、氏名が抜けているとか、生年月日が誤って登録されている等の不完全な記録もあり、お客様の申し立てにより、マイクロフィルムに残されたもので確認をとって、記録を復元するという認識であった。火災などで焼失した期間については本人の申し立てをいただき補正していた。年金の裁定は申請主義となっており、記録を調査してもでてこないものについては、加入していない。又は収めていない期間としてお客様に説明していた。 年金記録問題が世間で騒がれだして、初めてWMに収録されていない記録があるということを知った。	現在、年金相談窓口に勤務しているので、来所されるお客様すべてが、特別便を提出されているか確認し、未提出であればその場で届出してもらう。提出されていても、氏名索引などを行いまだ、本人が気づいていない記録がないか再度確認している。記録問題がこの組織の最優先課題として取り組んでいる。 反省点としては、記録の管理がずさんだった。の一言につきる。ふりがな管理をすべきだったなど。ただ、年金記録の管理意識がなぜ薄かったのか不明。 お客様の年金記録にたいする意識も低かったこともあろう。
7437	地方庁	その他(社会保険事務所)	働いていた職場が共済組合関係(三共済含め)の場合、加入が共済組合員なのか厚生年金保険となっていたのかわからない事例がありました。 相談者は市町村役場等の出先機関に勤務しており、給料ももらっていたし保険も引かれていたと申し出ていましたが、該当する事業所が無かったり、事業所としての適用がかなり後になっていた場合など「あなたの加はありません」という回答になり、相談者からそんなことはおかしいとの苦情が出ることがあります。	正式に登録してある事業所名がわからないと検索できなかったり、WM上の登録してある本人の氏名、生年月日等が違っていても探すことができない状況なので、1日も早く上台町の記録が事業所記号を含めWMで確認できることが望ましい。	平成5年より給付関係を担当しているので、その頃からいくつもの番号を持っている方がいることはわかっていましたが、人によっては生年月日や氏名を変えて勤めていたりと加入時の登録がきちんとしていないことや紙台帳の記載も崩のある字でなかなか読めないことがあり、調査に苦労しています。	相談者の申し出た事業所名や氏名をいろいろに読み替えて検索したり、一緒に働いていた方の氏名等から検索したりできる限りのことをして探すようにしています。 ただ、相談者にちゃんとした会社名を覚えていないか、資料はあるかと聞くことに対し、「そんな何年も前の資料を出せとか言うが、あなた方は(社会保険事務所の人)はできるのか」といわれます。相手にだけ要求するのはやはり不満です。 一人ひとつの番号で加入しなければいけないことやこの保険料が年金として重要なことも知らなかったという相談者は多くありません。 年金制度に対する意識が最近は上がってきていますが、それまで疎かにしていた人も多かったと思います。 年金制度は重要なものと意識させることができるよう、また、複雑な制度についても批判があり、もっと単純明快な制度にという要望もあるので、制度改正等含め検討していくことが必要かと思
7438	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		報道等があってから、記録に問題の全く無い人にまで、不安感・不信感を抱かせてしまった。 消えた年金問題等が報道され始めてから知りました。	不安感・不信感を取り除ける様、対応時にはわかりやすく丁寧に説明し、また何故このような状況になってしまったのか説明していこうと考えました。 台帳管理がずさんであった。機械入力後のチェックを怠った。 不適切な処理(漏及訂正等)についてはわかりません。
7439	地方庁	その他(社会保険事務局)		オンライン上のデータが完全でなければ、お客様に確認をお願いしても、記録相談を受けても、その確認は不十分ということになる。時間がかかっても旧台帳の記録を正確にオンラインデータに反映させなければならないと思います。 併せて、今後に向けて、基礎年金番号の意義と取扱に関する加入者・受給権者への周知にも力を入れる必要があると思います。	平成18年頃です。 受給権者の方に不利益を生じる大きな問題と思いました。	当時、年金給付課に所属していたので、お客様からの相談を受ける際には、お客様の来所用件以外にも聞き取りを行い、検索の幅を広くして統合漏れの記録の調査に力を入れていました。 また、氏名検索による判明の可能性を広げるために、厚生年金払い出し簿と活用を提案しました。(当時は採用されませんでしたが) 反省点としては、大きく2つあると考えます。 ①紙台帳による管理およびその情報のオンラインへの切り替えの際に、職員自体と委託を受けた業者が情報の重要性を甘く見ていた。 ②被保険者サイドの年金手帳の重要性の認識が確保できず、複数の年金番号の存在につな
7440	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にはありません。	国民から信頼をできるかぎり回復するよう、まずは接客や電話などはもちろん真摯な対応をしていくこと。記録の検証につきましては、効果的なシステム改修と人員の配置、体制の確保が不可欠であるとおもいます。	平成17，18年くらいからこの問題が明確になってきて、実際に年金記録(国年納付)が全国的にこれほど漏れてしまっていたとは思いませんでした。平成9年から基礎年金番号制となり、本人あてに手帳番号の確認は行われていたが、未統合の記録は存在しているとは思っていたが、実数が公表されたときは正直驚いた。というのが実感です。	年金記録問題を真摯に受け止め、早期に解決に向かうよう全力をつくすことが必要であると思いました。反省点としては、職員の意識の問題もあるとは思いますが、その時代、時代での記録管理の仕方、システムの開発の問題もあったのではないかと思います。
7441	地方庁	その他(社会保険事務所)	カセット解除を入力しないと窓口等のWMで氏名検索で見つからないケースがまだまだたくさんあります。(現在はカセット解除入力をしてから被保険者記録を集め、ファイルを創成しているかと思います。) 1日も早くすべての記録が見られる(ファイルが作られる)とより迅速に記録の照会ができると思います。	事務所以外の業務が詳細にわかりませんので、あるいはもうすでに行っているかもしれませんが、まずは手帳番号が付番されているもので、記録が収録されていないものについては、全て記録を収録させることを専門に行う業務があるといいと思います。	平成になってから入職しておりますので、端末に照射される記録が正しいものと理解しておりました。ですので、このような年金記録問題があるとは知らず、その問題を知ったのも新聞等で報道されてからでした。	問題がわかってからは、少しでも早く正しい記録が見つかるように努力して参りました。 もしこの問題があるということが過去においてわかっていたならば、その時点から少しずつでも整備していれば、これほどにはならなかったのではと思います。
7442	地方庁	その他(社会保険事務所)		残っている紙媒体(マイクロ)記録との現記録の再チェック	国民年金でいえば、紙媒体(マイクロ)記録との記録の不整合、納付月数の 違い、納付月内訳の違い。 時期は報道等で言われだした頃としか覚えていません。	同じ間違いをしないよう、常に慎重な業務を心がけ対応した。 記録に対して永年保存にしていないところ。記録記載が不鮮明であったり 癖字等により読みづらかったりしているところ。
7443	地方庁	その他(社会保険事務所)		全職員一体となって努力する。	年金制度の根幹にかかわる重大な問題である。 少なくとも基礎年金番号導入時には、基礎年金番号に統合されていない記録が多数存在することを認識していた。	窓口などで基礎年金番号に統合されていない記録を発見したときは、お客様に統合の手続きをするように指導した。 少なくとも基礎年金番号の導入時に現在のように時間と手間をかけて 広報活動を進め、統合作業を進めるべきであった。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7444	地方庁	社会保険事務所課長級以上		今、取り組んでいるフォローアップ調査等を引き続き、粘り強くこなしていくしか方法は無いと思います。 特に、処理が進んでおらないのは高齢の方、施設入所の方等で連絡のつかない方ばかりであり、年末年始の帰宅時(ご家族も含め)を狙って文書を送付するとか、個別訪問を市町村に依頼するとかのいわゆる「人海戦術」以外方法は思いつきません。 WM上の名寄せで、絶対同一人で間違いが無いと思えても、70歳、80歳の方に、50年前や60年前の勤務先や加入期間をお伝えしても、なかなかご自分の記録であるという回答は得られません。後ろ向きな回答かもしれませんが、全てを解決するということは不可能だと思います。	基礎年金番号の導入時、未統合手番については、年金相談、保険料の個別納付督励等に確認し、順次、統合・整理すればよいとされていました。 ただし、新規取得時の「疑重複」については、その時点で確実に確認して付番しており、基礎年金番号導入以降は重複付番は基本的にないため、特に問題意識は持っておりませんでした。 私が、年金記録問題を本当に問題だと感じたのは、いわゆる「年金記録問題」がマスコミに取り上げられると、純粋に(変かもしれませんが・・・)未統合でない手番以外に、私たちの知らない種類のモノ、WMに収録されていない記録が1476万件、生年月日が丸められてWM収録されている記録が多数あるなど、社会保険事務所に20年以上勤務していても知らされてない過去のいい加減な処理方法が知らされた時です。	ねんきん特別便の窓口対応においては、上記のような「知らない記録」があるかと思うと、お客様に対する説明にも自信を亡くしますし、苦情や皮肉を言いたくなる気持ちも充分に理解できましたので、お客様の立場に立った対応を心がけました。 メディア報道では、職員組合との馴れ合いとか、三層構造の弊害とか、様々なことが言われましたが、結局のところ社会保険庁(特に、本庁)は「お客様の立場に立った仕事ができていなかった」と思います。 しかしながら、全職員へペーナスの一部返納が求められたほか、現場(社会保険事務所)の職員が批判の矢面に立たされています。 いい加減な事務処理を始めとし、未統合手番を何十年も放置してきたのは、一体誰なのでしょうか。そして、現在の長妻大臣が野党時代追及した年金保険料の無駄遣いの象徴である「グリーンピア」は、全てその当時の旧厚生大臣の地元に立てられています。 こうした年金問題を引き起こした当事者や責任者は全く処分されず、今いる職員に処分を負わせていることを考えると、その時の大臣や長官にこそ、国民に対して謝罪して欲しいと思います。 さて、現時点で見た場合に、この問題にどのような点が反省点として挙げられますか?という設問には、過去のいい加減な事務処理については、国(政府)として真摯に国民に対して謝罪するとともに、信頼できる年金制度の構築に早急に取り組むことしかないと思います。
7445	地方庁	その他(社会保険事務所)	一般論として、年齢問わず、仕事を転々と変えた方は、必ず加入した記憶と仕事内容を聞く時間があれば記録は、必ず判明する方が多いと思います。	懸命に努力して、本人の記録の確認作業をしているので、必ず最寄りの社会保険事務所へ着て頂くか文書相談をしていただく事又特別便・定期便の活用 を徹底すること。	不況で苦しんでいる時に公的年金の収入は、生きる為のお金であって、特に年金記録が判明した場合は、増額となるわけです。 私自身は、平成17年から19年位と思います。	年金記録の判明又増額請求等も、処理作業を早目にすべきと思います。 相談者へ記録の判明と調査結果の分かりやすさを徹底すべきと思います。
7446	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ないと思います。	一人一人の年金記録を地道に照合していくことが必要と考えます。	不備な年金記録が発生しているとは思っていなかったことから、年金記録問題を認識したのは、平成19年6月頃です。	お客様からの記録問題の相談では、その方の記録を確認し、内容を説明した上で、不備との申し出には、調査確認で対応しています。 紙台帳などの紙媒体から磁気媒体の切り替え作業、その後の保管や突合照合のあり方に問題があったと思われます。
7447	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知っていない。	市町からの情報提供等、今できることはしていると考えている。	問題を知ったのは、未統合の年金記録問題が報道されはじめた頃(19年5～6月頃)です。 その時は、厚生年金、国民年金それぞれで年金番号が払いだされているので、未統合の年金記録はあるだろうし、年金を意識しはじめる年代にならないと統合整理できないのではないか、年金請求時に整理できるものと認識していた。	年金の期間確認の呼びかけ、特別便等の送付にあわせ来客が増加し、窓口対応だけでは処理できなくなり、事務所全員で窓口対応にあたり、年金を確認することで、来客された方に少しでも安心をあたえられることができたと思っている。 時間が経つにつれ、記憶が薄れていくので、早い時期に今実施しているような年金定期便の形で確認してもらうことができればよかったのではないかと思う。
7448	地方庁	その他(社会保険事務所)		人員増と記録調査等業務に精通できるようになるための人材育成だと思います。	ここまで大きな問題になるとは思いませんでした。	基礎年金番号制度等の周知が国民の皆様に行政側が思っているほどされていなかったのではないでしょうか。定期便等のお知らせがもっと早くからできていればよかったのではないでしょうか。
7449	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	実際に旧台や名簿等にある記録を確認していく作業に限定するのであれば、単なる人海戦術ではなく、年金に対する知識がある職員が地道にやっていくしかない。	統合されていない手番があることや、名簿やマイクロと記録が一致していないということについてということであれば、平成10年頃から知っていたが、その当時は、窓口での対応等でも、厚生年金であれば、事業所名等を教えることもできない等、ほとんど本人任せであった。そのため、認識としても適正な方法で事務を行っている以上、年金記録についても本人が確認するものと認識していた。ただ、年金記録問題となったあとについては、本人からの申出が必要な以上、より積極的かつ丁寧に注意を喚起してこなかったことのつけが回ってきた問題と認識した。	上の問題意識とは連動していないが、今回の年金記録の問題については、膨大な件数をこなさなければならない以上、調査がおざなりになってしまい、例えば、業務センターからの回答のように社労士回答を大量に出した等により、2次的な問題を引き起こすことにつながらないよう丁寧に確認し、かつより効率的に調査するよう対応した。今回の問題は、基礎年金番号ができた段階で、今回の特別便を送るぐらいのことをしたうえで、早い段階で自分自身の年金記録について注意を喚起してこなかったことにより起きているため、社会保険庁全体で年金記録について早く解決しなければならない問題と認識してこなかったことが反省点として挙げられる。
7450	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	入力されてない紙台帳の記録の収録を急ぎ処理し、心当たりが有ると申し出られた方の記録と照合をしやすくすることが、重要と考えます。	収録されてない記録が多数存在している事は、厚生年金の記録照会担当の時に気がつきましたが、こんなに大量にあるとは思いませんでした。平成10年頃です。	一事務所の一係で対処できるものではなく、いつか全国的に計画性を持って対応するものと考えておりました。事業所名の誤入力等は気がついた時に訂正依頼をしておりましたが、個別の対応には限界を感じておりました。 上からの指示を待つ体制ではなく現場の意見を上にあげていく、全体化する事ができていない組織であったことが間違いだった、と考えます。
7451	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	存じません。	単純な記録登録ミス・もれなど記録の管理がおろそかであったのは社会保険庁の問題です。また被保険者に積極的に年金記録の提供をしてこなかったことが原因です。しかし、被保険者の年金手帳の管理や、年金に対する意識が低かったことも問題です。 年金記録問題がこのようなゆゆしき問題であると知ったのは、報道等がでてからです。	個人でできることは法令を遵守し、処理ミスなどケアレスミスを相互チェックし防ぐことです。お客様に対しては、できるだけ詳しくわかりやすく説明することです。 国民年金に関しては納付記録資料を廃棄した、させたことが大問題です。現在はコンピュータシステムでの管理ですが、もう少し処理日の履歴などが詳細に残ればよいと思います。 厚生年金に関しては事業所からの届書はマイクロフィルムにして保存すべきだと思います。 今後、ねんきん定期便などで年金記録を積極的に提供していけば、被保険者の年金への意識が高まり、事業所への届出もれなどのけん制になるのでよいことだと思います。事業所の担当者に対し、研修会なども積極的に行っていくべきだと思います。
7452	地方庁	その他(社会保険事務所)			私が考える年金問題の原因は、年金がほかの行政行為に比べて「はじめ」から「終わり」までの時間が圧倒的に長いことである。 ほかの多くの行政行為は「受付」から「結果」までの時間が、大体数日から数ヶ月であろう。それに比べ年金は初めて年金制度に入ってから実際に年金を受け取るまで、つまり受付から結果まで40年以上の時間を要する。 行政行為に限らず物事は何でも、①計画する→②実行する→③失敗をふまえて反省する→④改善して次に生かす、ということを繰り返してよりよくなっていく。 「受付」から「結果」までが短ければ失敗や不具合を見つけ出し、問題が大きくなる前に改善することが出来る。年金はこの逆で、結果が出るのが遅いため不具合が何なのかさえ認識することが出来なかった。 以上のことから、今回の問題は年金の始まりから終わりが長いこと、またそれに伴って失敗の経験が不足していたことから来る問題であると考える。	反省点としては、失敗が出来ない以上、あらかじめ起きるであろう問題を想像し、それが起きる前に大胆に制度を変える柔軟性をもつべきだったことがあげられる。 また、転職や引越しをされる予定の方には年金手帳と番号の重要性をもっと周知徹底するべきであった。 現時点で私が出来ることは少ない。しかし未来において起こるかもしれない問題を想像していき続けることがこの問題への対応としては重要であろう。 現在は基礎年金番号の導入、ウインドマシンによる機械的な管理によって、記録が見つからないという危険はずいぶん減ったはずである。 そのため人の手が加わる部分、書類の審査や入力などでより正確な対応を行っていくことが、個人として出来る最も有用な全体への貢献であると考えている。
7453	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		「ねんきん特別便」、「ねんきん定期便」の未回答者で、事務所等で対応しても接触できない方については、外部委託により、戸別訪問等により一件一件確実に解消・解決していくのが良いのではないかと思います。	未統合記録が5000万件もあることが判り、今までどういう管理をしてきたのかや国会で問題が発覚しても、その対応の遅れがあったことが問題であると思います。問題の存在については、テレビや新聞報道により知りました。	電話や窓口来訪による、期間確認の照会に対し、3S(親切・迅速・性格)をモットーに、お客様(被保険者・受給権者)の気持ちに立って対応しようと思いました。現時点では、年金記録管理あり方が問題であり、反省するとともに早期の年金記録の回復に向け努めていかなければならないと考えます。また、今後はこのようなことがないよう徹底した管理と信頼回復に努めなければ
7454	地方庁	社会保険事務所長	公表されている問題以外、承知していない。		・年金制度を運営していく上において、正確な記録管理は根幹を成すものであり、その管理の問題は業務を執行する組織に対する不信はもとより、制度に対する信頼の失墜を招く極めて大きな問題であること、受給者等の生活や権利に関わる問題であること、この問題の解決なくして適切な事業運営はできない問題であることと認識した。 ・統合もれの記録があっても、年金の請求時等に請求者に記録の確認を行って、統合の上年金を決定していたとの認識であり、コンピューターに収録されていない記録があることや膨大な数の未統合記録の存在など、今般の記録問題が公になった平成19年の春頃である。	(対応) ・親切・丁寧な相談対応と申し出に基づく迅速な記録の調査回答 ・年金記録問題の解決のための各種施策について、最優先課題として全所体制での取り組みに努めてきた。 ・記録問題の解決の重要性と適正な業務執行について、あらゆる機会を通じて指導した。 (反省点) ・記録管理の重要性についての認識の欠如 ・常に国民の権利・義務関わる重要な業務を遂行しているという認識や国民の側に立つという視点の欠如 ・オンライン切り替え時以降、未統合記録の調査を計画的に進めるべきであった。 ・年金特別便等の送付に対応したマンパワー等の体制整備が後追いになり、記録の調査回答や年金再裁定に伴う支払いに相当な期間を要している。 ・早期に解決する必要性は十分理解するものの、各種の施策の実行が優先されすぎ、その後の処理を進めるための効率的な調査の実施方法や実施体制の整備が伴っていない。
7455	地方庁	その他(社会保険事務所)		基礎年金番号に結びついていない、いわゆる持ち主のわからない年金記録については名寄せ等必要な整備は完了しつつあるため、人的に丁寧な作業を徹底していくしかない。ただ、最後の一件まで解決することは、実質的に不可能であり、さらに年月がたつほど困難を極めるため、期間区切ったうえで、解決できない記録は公表等をして一定の決着をはかるしかないと考える。 紙台帳からオンラインへの移行時のミスは散見されるため、受給世代と新規裁定者を中心に優先順位をつけ開始していくことが必要であると考える。 標準報酬等の遡及訂正問題は関与した職員と事業主への徹底した調査は不可欠だが、法人をすべて強制適用とし、報酬未払い状態続く場合でも保険料を精算する制度もない現状の制度に無理があると考える。適用の範囲と保険料賦課の仕方の改正なしには、潜在的にこの問題が繰り返される危険があると考える。	平成10年新規採用で適用課に配属となったとき、基礎年金番号へ統合されていない番号がかなりあると認識した。順次基礎年金番号への統合処理をすすめていたため、現状のような膨大な件数が残っていたとは認識できなかった。 平成12年から国民年金事務課に配属となったときに、古い年代の納付の証拠が被保険者、保険者サイドの両方にない場合に対処する方法がなく、そもそも記録の管理体制に問題があると認識した。 平成20年10月に徴収課へ配属となったとき、標準報酬等の遡及訂正問題の存在を知った。許される問題ではないと認識してあるが、零細企業の実態に保険料賦課の方法が適切でないと感じられる場面も多くあるのは事実である。	適用課に配属の頃は各種届出に年金手帳の添付が必要だったため、つぶさに手帳を調べ、基礎年金番号への統合をすすめていった。ただ、全体像を把握しようとする努力や、問題提起を上部へ報告していく意識が欠けていた。国民年金の納付についても同様のことがいえる。そのときできることを最大限やっていなく、後回しにしがちだったように思う。また、標準報酬の問題では、適用と徴収の境をきっちりわけることを意識して業務にあたってきた。無理な保険料徴収率の設定や安易に徴収率を上げようとする体質があったように思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7456	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	職員が、法令順守しお客様にたいして親切適正な事務を行っていく。	[redacted] 厚生年金記録を基礎年金番号に登録されていなかった。	職員がいちがんとなって、適正な事務を遂行する。
7457	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特段ありません。	時間を掛けて1件づつ丁寧に年金記録整備をして行くことだと思います。 スピード感を持って年金記録の整備を行ってゆくことは必要ですが、大量の人を動員してもミスは起こってしまいます。 また、何年か先に同じ問題が発生します。 制度を単純化して分かりやすい制度にする必要もあります。	[redacted] コンピュータ導入前は年金記録を本庁(業務センター)へ送達していたため、私としては適正な事務をしていたと思います。 また、業務センターから記録に関する事故リストが送付され、この補正作業にも対応していました。 したがって、まさか年金記録が問題があるとは認識していませんでした。 年金の請求時には、本人の記録を探すのは当たり前のことでしたので、違和感はありませんでした。 コンピュータの導入後は、当初、カナしか入力できず、将来問題が発生すると思いました。	年金記録の管理には一定のチェック機能が必要と思います。 記録の適正な入力に努めても入力ミスの発生の可能性があります。 チェック機能が無ければ将来同じような問題は生じます。 地方で勤務している職員としては、本庁で管理している年金記録の全体像が見えず、適正な記録管理の感覚が希薄だったことは反省すべき点だと思います。
7458	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	人海戦術で1件ずつ対応するしかない。	年金は請求者からの申出により発生するものであり、年金手帳を保管していれば記録がもれることは無かったはずです。 また、請求者が覚えていないものをこちらから問いかければ悪気が無くても、別人の記録も自分のものであると主張する可能性もあるので請求者に起因する 問題であると思っていました。 不服があれば審査請求することもできたはずです。 この問題は基礎年金番号が始まったときに出てきたものであり、それまではいくつも番号を持っていた人もたくさんいました。 あくまでも年金記録が消えたのではなく統合処理が行われていなかったものであり、もともとの未統合件数から考えればかなりの件数を処理したものと思われます。また、物理的にすべての処理が完了するまで時間がかかりますので優先順位をつけて対応するのは当然であり、受給権が発生している者及びもう少しで受給開始する者からはじめて歳が若い順に対応し1年という期間を区切って行うべきものではないと思いました。	まず通常業務を行いながら年金記録問題を解決するのは物理的に不可能です。 個人的に対応するというよりも事務所全体として対応し、当番制の中で届出の受付をしました。 調査については特別便チームが受け持っていました。 しかし、現時点では特別便チームだけで調査するのは困難なため各職員に割り振りがありましたので、それを調査して応援しました。 ただし、記録が判明したら終わりではなく、そのあとの再裁定事務にも時間がかかっており、本当の意味で届出の内容が終了するのには長い時間が必要ですがどうも調査終了時点で特別便の処理は終了したと考えているようです。 この問題は記録管理のずさんさが招いたものですが、先の述べたように年金手帳さえ持っていれば記録を忘れることもなかったはずです。日本の年金制度は事業所単位で記録されていますがポイントのようなものに切り替えたほうが管理しやすいのかもしれません。
7459	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	国民生活に不可欠な年金に関して、国民の信頼を回復するためには、全力で取り組むしかないと思います。	年金の番号を複数所有することによって受給に結びつかない年金記録が存在することと、認識していました。平成19年頃、マスコミ等の報道を通じて知りました。	ご本人のご記憶をもとに、できる限り解明しようとしました。年金の受給に入るまでには、ご本人の番号の一本化についての説明と広報活動が足らなかったと思います。
7460	地方庁	その他(社会保険事務局)	現在年金受給者で、国民年金任意加入期間中に免除記録があり受給額に反映しているケースが多数あった。(国民年金旧台帳確認作業をした際)	年金返納となる場合もあるので、方策は無し	私の親戚でも記録が判明し年金が増額となったので、すごく身近な問題と認識していた。平成18年頃に知りました。	窓口に来所していただいたお客様の話を確実に聞き取り丁寧に対応しました。年金請求時にもっと氏名発引を徹底するだけでも違っていたと思います。
7461	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	・ねんきん特別便の回答を早急にしていき、本来の年金受給ができるよう、精一杯の努力をしていくこと。 ・不適正な報酬の解決に向け、調査確認作業を迅速に進めていくこと。	一部の被保険者の方にしか郵送していないし、年金受給手続きの際にご自身が記録を確認され、本来の正しい年金を受けているはずだとの認識。 不適正な報酬については、報道があってから知った。	対応策は特に考えられなかった。 大切な保険料を支払っていただいたという認識が欠けていたと思う。 報酬については、証拠書類もなく、事実の確認が非常に困難と思われた。 納付率を上げることを優先したこと。
7462	地方庁	社会保険事務所課長級以上			年金記録問題は、年金受給者、被保険者の年金記録及び年金額に影響があると認識した。年金請求時には、本人の職歴を再確認すべきだと思う。 テレビで弁護士が自分の記録がもれていると報道された平成19年1月頃だったと思う。	本人の記録を早期に判明させて解決したい。そして、信頼回復に努めたい。 名簿の記載誤り、入力ミスなど。
7463	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	引き続き調査をすすめていく必要があると思います。	年金記録問題が大きく取り上げられるまでは、年金請求の時点で確実な記録確認ができているものと認識していました。	年金特別便の対応に力を尽くしました。 大半の場合、本人が加入していたことを認識していない記録であったので、会社が変わったときには必ず年金手帳を提示することの確認・周知がもっと必要であったと考えます。
7464	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ありません。	窓口・届書等でこのような事例があった際、必ずお客様へ照会を行い、対応してたので、平成19年に、実際5000万件もあると知り驚きました。	お客様の気持ちになって、漏れていた記録があれば、一生懸命探し、1つでも多くの記録を統合出来るよう対応しようとしました。 問題は、今までお客様に対し、加入記録をお知らせが出来てなかったことだと思います。昔のこと過ぎて、思い出せないお客様が多く、もっともであると思いました。
7465	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	これまでどおり、ねんきん定期便の回答票に基づき、また、本人に電話連絡等による確認等を徹底して行う。	当時の紙台帳への記載もれ及び記載誤り、またコンピュータへの記録移管の際の入力漏れ及び入力誤りにより、本人のものと一致しない記録が発生してしまった。 報道等によりはじめてその問題の存在を知りました。	記録漏れ・記録誤りの対象である被保険者、年金受給者の方々に対して十分にお詫びと説明をし、ご本人にご協力いただき、早急に記録判明にむけて努力する。また、今後はこのようなことが起こらないよう業務を行う。 その当時の職員が、一番始めの記録収録時に自分一人だけではなく、複数の人間による確認を十分にされていなかった点が反省点かと思う。
7466	地方庁	社会保険事務所課長級以上	どのような問題があるかわからない。	問題を確認していないので、わからない。	年金の記録管理は適正に行なわれていると認識していたので、マスメディアでの報道で知りえた。	問題が発生した原因等を懇切丁寧に説明し、受給者等の理解を得ることに心がけている。 記録の管理方法、特にカセットに収録されている記録をオンライン上に照会せずに、そのまま放置していたこと。 また、年金額減額の場合も、時効特例法を適用すべきであったと思われる。 更に、増額に限らず、減額の場合も一律に訂正すべきであったと考えます。
7467	地方庁	その他(社会保険事務所)			受給する年金の額が、事実と異なる納付記録によって支給されるということであれば保険制度としてあってはならない問題だと思います。問題の存在は新聞報道等で知りました。	こちらの誤りと思われる事案には謝罪の念をこめて対応しました。 制度の変遷にともなう制度のわかりにくさもひとつの問題であると思います。窓口など直接対応する際には難しい説明を心がけています。
7468	地方庁	社会保険事務所長	思い当たりません。	受給者・被保険者本人からの特別便や定期便の回答を基に、引き続き戸別訪問にとらわれることなく、文書や電話等調査を続ける。	事業主や役員から「賃金台帳や源泉徴収簿上の金額と実際に受け取る金額には差がある。」との申出に基づいて、報酬に関する役員会等の議事録の写しを添付し月額変更届を受理していたので、問題意識はなかった。 賃金台帳や源泉徴収簿の金額でなく、実際に受け取っている金額に報酬の訂正を行う処理については、平成3，4年頃在籍していた徴収課の頃かと思います。	保険料を滞納している事業主から、「金融機関から融資が受けられなくなるので、実際には受け取っていない金額にしている。」等の申出を受け、また、役員会での議事録や届書に事業主印が押印されていれば届けを受理した。 保険料の滞納の早期解消にばかり目が行き、将来の年金受給額への影響を軽く考え、事業主等の説明を鵜呑みにした。また、徴収課員でありながら月額変更届等の届書を受理したことが誤りであった。
7469	地方庁	その他(社会保険事務局)				
7470	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ございません。	すでに、実施されていることでが、旧台帳等をデータベース化することにより、現存する基礎年金番号データとの突合を進める。 また、いまだに基礎年金番号をお持ちでない方もいらっしゃるため、住民基本台帳との突合もできればと考えます。(但し住民票の拠点を50年間異動なしとのケースは、現状においては少ないため、成果は少ないと思われます。)	1　資格取得届受理にあたり厚生年金番号が空欄提出された際に一定程度の年齢の者については過去に厚生年金加入歴がないかと危惧をしておりました。 2. 届出義務者が厚生年金法第27条により事業主となっておりますが、5000万件の未特定年金記録については、その事業主の方の年金に対する考え方・姿勢により、また、被保険者の方の考え方にもよるところは大きいと思われます。 採用後5年ほど経過したころより、年金記録が分散(バラバラ)してしまい、受給年齢に達したときは、記憶が曖昧で特定が難しいだろうと思うようになったと記憶しております。	1に対し、聞き取り等により厚生年金番号を複数お持ち方については重複取消届の処理を行ってまいりました。 2に対し、行政としての広報・啓蒙の姿勢も不足していたと思われます。 遡及による届出においては、東京事務局管内では2ヶ月を超えるものについては、遅延理由書の添付を求めておりましたが、このたび、通知で賃金台帳等の事実の確認できる書類の添付が行われました。 2ヶ月以上(6ヶ月以上が妥当かと思いますが)遡及した各種届出・証拠書をPDFファイル化等を行い50年程の保存期間とすることも、一つの方法と考えます。また、電子申請についても電子
7471	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にございません。		基礎年金番号に統合されていない記録が5000万件もあることを知って、国民の皆様に大変申し訳ないと思い、1日も早く解決しなければいけないと認識いたしました。	記録もれの調査・回答・年金額の再裁定遡及を早急に行うよう、記録問題に全力を尽くしてきました。しかし、現在も再裁定遡及から決定まで相当期間がかかっているケースもあることは問題
7472	地方庁	社会保険事務所課長級以上		記録が判明した方への差額分の年金を早く支給していただきたい。 記録調査分の早期回答 新聞等に調査状況や支払い状況等の内容掲載	当初は、その方の記録ではないかとわかっていても、事業所名や記録を本人から言わないとそのままにしていた。今みたいにこちらからお知らせしてあげると思い出されたり別人とか早くわかり5000万件と言われている件数まで行かなかったと思う。	高齢者が多いのでこちらから、積極的にヒント等与え、思い出してあげさせる。
7473	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	特にありません。	特に問題として意識はしていませんでした。記録問題が一般的に報じられるようになったときに、さまざまな問題があることを知りました。	制度上の問題、記録管理の方法の問題、人為的なミス等原因は様々あるなかで、記録に関する機会や相談、その後の事務処理等に精一杯対応をしてきました。 反省点 ○スピードを重視するあまり、通知内容がわかりづらかったり、短期間に大量の通知が出され、また、記録整備の都度種類の違う通知が出されたり、お客様も現場の窓口も非常に混乱してしまった。
7474	地方庁	その他(社会保険事務所)	知られていないというより、周知していないことは、住所変更の届出をまだまだ徹底していないため、特別便および定期便が届いていない。	住所変更については、事業所を通じなくても、個人でも届出ができるようにし、住基ネットで運動できるようなシステム改善をするべき。でないと、100パーセントの被保険者記録回答は無理だと思います。	まず、最初は、事業所の届出がいい加減で国民全体にも年金についてあまり関心がなく、全部の記録が一緒につながっていると思い、国民は、何も疑いもなく、こっちがいっていることが正しいと思っていただろうし、わたしは、WMにのっていることがすべて正しいと思ってました。しかし、基礎年金番号になり、たくさんの年金番号の払い出しがあったりして、これは記録ももれていると思い始めました。報道が流れて、WMの移し変えするときに完全でなく、とてもいい加減だったことも知りました。	お客様は、正しい記録でも、まず疑いをもっていますので、誤解を受けないように制度の説明とどういうことで記録漏れや改ざんがあったかじっくりと説明し、今後安心して受給できるようにと、届出もれがないようにパンフレットを渡すようにしてます。反省点は、最初が肝心といいますが、まさしくそのとおりで、機械管理するときに、何度も照らし合わせて完璧にすべきだったと思います。中途半端が原因でその後の見直しがなかったので、今になってやり直しや改善がでてきたものの、倍以上の期間がかかり、お客様には迷惑がかかっていると思います。すばやい、システム改善が重要視されると思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7475	地方庁	社会保険事務所課長級以上		社会保険庁(年金機構)で具体的にできること、紙台帳の詳細な再点検 個別訪問調査等については、最大限の努力で行う。また、現時点で台帳等が 保存されていないなど、社会保険庁で調査が不可能な事案は、引き続き第三者委員会で対応をお願いするとともに、不利益を受けている国民の立場で、新たな法整備により救済を行う必要もあると思います。	基礎年金番号通知による複数番号所持者の統合や窓口での照会で、浮いた番号があることは知っていましたが、具体的に5500万件もの「宙に浮いた年金」があることは、問題発生時に知りました。	実態を把握していなかったため、基礎年金番号通知による統合や窓口での照会で解決すると思っていました。 反省点は、国民の皆様の老後の生活の糧となる、年金を決定するための重要なデータが、紙台帳と言う保存期限が限られたものに長期間依存し、その結果摩滅・書損等によりデータが失われてしまったことです。早期にコンピュータ化に取り組むか、定期的に台帳の転記を行うなど重要性の認識に欠けていたと思います。
7476	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録の管理の面で今までずさんな点があったためにこのような大きな問題となっているのはもちろん承知ですし、強く反省しなければならないことも承知です。古い時代の年金記録問題が今大きく取り上げられ、そのような事態の防止策として特別便、定期便の事業に取り組む必要があることも承知です。そうであれば、年金記録のオンライン化や、基礎年金番号導入があったことをなぜ強く訴えられないのかという疑問が残ります。 煩雑で膨大な年金記録を効率よく、かつ適正に管理するために、オンライン化や、基礎年金番号導入がなされたとすれば、「今まで何にもやってなかったわけではない、○○○のような改善策も講じてきている」として、その点を強調する必要もあると考えます(そのような面はあまりマスコミが食いつかないという点があるのかもしれませんが)。	今後も丁寧にお客様へ今までの制度変遷の経緯を説明していくしかないと考えます。お客様と重ねて接していく中で、様々な制度改正を経て、現在みんなの年金記録を大切に管理している点や、職員の頑張りを理解していただけると考えます。	年金記録問題では、未統合の手帳番号を「浮いた年金」、「消えた年金」という扱いを受けて、従来の職場での常識が覆されたと感じました。 従来は未統合の手帳番号について最終的に裁定請求の際に記録が全て見つかればよい、という考えがあったと思われます。しかし、そのような取扱では、記録が見つからないという問題が生じたときの原状回復に困難を極めるということを痛感しました(記録が古ければ古いほど見つかる確率が低くなるため)。	お客様から受け付けた各種届書について、今までよりも厳正に点検するよう意識しました。そうすることによって今後の記録問題の発生を限りなくゼロに近づけられると考えたからです。届出一つ一つが一人のお客様にとって大切なものであるという、職場内の意識改革が引き続き必要と考えます。
7477	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金3号被保険者期間中に厚生年金の期間が見つかった場合、 手続きをとらなければ、厚生年金資格喪失後無資格期間と なっていたケース。	決定されているかとは思いますが、厚生年金資格喪失後の3号期間については手続きをとらなくても3号期間として資格を継続させ本人に通知する。	本庁と地方事務所の意思疎通、コミュニケーション不足。 本庁と事務局のガバナンス欠如。 地方事務所内での上司の指導力不足。	本庁からの指示が地方事務所にしっかりと伝達できるシステムや組織を 構築する。 上司と積極的にコミュニケーションをとらず受身であった ことが反省点です。
7478	地方庁	社会保険事務所課長級以上	新たに厚生年金保険期間が判明したことにより、4種期間等の訂正により、 すでに、受給の年金額が、減額になるケースが多々見られる。	すでに、高齢者のため年金以外に収入がないためある程度の救済方法が必要と思われる。	最初のころは、年金再提示に再度年金期間を確認するため、さほど重要には、考えていなかったが、5.6年前から年金問題が、明るみになったころから意識するようになりました。	年金相談による、受給者からの意見として、年金問題の責任の所在が明らかになっていないことが、不満として見られます。今後、年金問題を解消していくに当たっては、再度検証等が必要と
7479	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
7480	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成19年6月に年金記録問題がマスコミ等で報じられたことで年金記録問題を認識しました。それ以前は、宙に浮いたと言われている年金記録が5000万件もあるとは全く知らなかったので特に意識することはありませんでした。	年金記録問題が発覚してからは、来訪者や電話が殺到し、とても多忙な時期もありましたが、お客様の立場に立ち相談を受け相談者の記録が判明するよう記録問題と向き合いました。 この問題反省点は、社会保険庁が年金を担当するようになった時期にあったと思います。年金を受け取るのは40年後であるため、年金受給の際に記録を統合すればよいという考えがあったのではないでしょうか。加入から裁失まで40年という長い期間、記録を管理するのは大変なことではありますが、国として当然やらなければいけなかったことだと思います。
7481	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	回答書をする課をつくり、一日も早く解決すべきだと思います。	どうしてこうなったのかわからない。平成19年5月です。	お客様の気持ちを考えた。上から目線の物の言い方をやめ、同じ視線で話をすればいいと思います。
7482	地方庁	その他(社会保険事務所)	お客様の噂話ですが、他人の年金を500万円以上も社保のミスでもらっていた人がいて、事件が明るみに出た後に返金しなくてもよいと社保から言われた、という人がいるらしい。これについては電話の主も当事者も全く特定できません。	長期分割で返金してもらうべきであるとかんがえます。	問題点の先送りと、そうせざるをえなかった環境が問題であると思います。それを知ったのは平成19年頃です。	この問題は、あまりにも大きく、自分にできることは、毎日、目標意識を持ちそのハードルを超えてゆくことであります。反省点は、問題点を全職員が共有するべきであるという点です。
7483	本庁	その他(本庁)	現在報道されている以上のことはわかりません。	「この問題」が(6)にいう「世間一般に知られていない問題」のことであれば、(6)にて記入した理由により記入できることはありません。 「この問題」が「年金記録問題」そのもののことであれば、特別便、定期便で国民自身による確認は一段落ついたと思われるので、今後は社会保険事務所で保管している統台帳との照合を進めていくほかはないと考えます。 また、共済組合の持っている共済の加入記録が基礎年金番号に反映されていないケースが多いので、反映させる作業をできるだけ早く進めていくべきだと思います(どちらも人海戦術になるかと思いますが・・・)。	平成17年に採用され、厚生年金の適用業務に配属されてから、時々未統合の番号の手帳が届書に添付されていることがあったため、未統合の手帳番号が存在すること自体はそのころから知っていました。 ただ、平成9年の基礎年金番号導入時に被保険者に基礎年金番号以外に手帳番号があれば統合手続きをするように呼びかけていたと聞いていたので、記録がもれているのは被保険者にその呼びかけが届いていなかったか、届いてはいたが手続きが漏れていたもののどちらかだと思い、基礎年金番号の導入時だけでなく、その後も未統合の番号の統合手続きを促すような被保険者への呼びかけをあまり大々的にしてこなかったという周知不足の問題と思っていました。	通常業務で届書があった時に番号を統合していく以上の対応は特にしていませんでした。 現時点で見た場合には、加入記録を確認するようにうながす広報を定期的にするように提案をしていくべきだったと思います。
7484	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし			
7485	地方庁	社会保険事務所課長級以上	事業主(担当者)が社会保険制度を理解(故意に行う場合も含む)不足の為、資格取得年月日を雇用した年月日ではなく、見習い(研修等)期間終了(2~3月)後の日付で届出したり、資格喪失年月日を退職の日で届出することが多くあったと思われます。	お客様である国民や事業主に対して、社会保険制度の基本を周知していただくために、誤ったマスコミの報道以上に、正しい内容での政府広報等を含め、お知らせすることが必要だと思います。	(6)で記載した内容により、被保険者本人(家族含)に不利益が生じることがあると思いました。窓口で届書受理や調査・相談を行う部度、社会保険制度を正しく理解されていないと思っていました。	社会保険制度をお客様に分かりやすく正確に伝え、正確な書類提出をお願いしてきました。 反省点としましては、数多い受付・処理のため、届出が正しく記載されていると判断した結果として誤った届出のまま処理を行ってきたことです。
7486	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に有りません。	経験豊富な人材を登用し、人海戦術で処理能力の増強を図る。	公的年金制度についての国民へのPR不足が根源にあり、最終的には裁定請求時に統合できるとの甘い認識があったのではないか。基礎年金番号制度導入時に、時間と資金を投じて記録整備をしていれば、このような事態は軽減されたのではないか。	「090」を着実に、職歴・加入履の漏れが無いことを確認して受付をする。 反省点は、(8)と同様。 今回の「年金記録問題」で、国民の年金についての関心が高まったことを契機とし、今日までの努力を今後に活かしていくことが必要である。レガシーと言われるシステムの改善はもちろんのこと、学校教育のカリキュラムに年金のみならず、社会保険(社会保障)制度を組み入れる等、国民の意識の高揚を図る。事業所の事務担当者向けの講習会の充実や、パンフレットの配布、HPで解りやすくお知らせするなどのPRの拡充を図り、協力を求める等、現業現場の努力を無にすることなきバックアップ体制の強化を求めたい。
7487	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号に未登録の手番があることは認識していたが、年金裁定時に090等の氏名検索等を行い、期間調査等も行っていたため、受給者にはそれほど未登録の手番があるとは思っていなかった。件数(5000万件)のような具体的なものを把握したのは、平成19年当時の新聞報道等	手番で未登録で残っているのが、被保険者が大多数であると思っていた。 基礎年金番号が導入されるまで、厚生年金においては、住所等管理がされておらず、記録を管理する側としては不備があったように思う。
7488	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	・カセット記録の全件解除。 ・未だ氏名がカタカナで収録されている記録の漢字変換。 ・各支店ごとで適用されているような、大規模事業所の記録を事業所検索システムのようにデータベース化し、「080」での検索を容易にできるシステムを作成する。	【どのような問題】 ・人生を変える(変えた)問題。 【知った時期】 ・知ったのは、メディアの報道によって。	【対応】 ・正しい年金金記録を探すのみ。 【反省点】 ・紙台帳からオンラインシステムへのデータ移行の失敗。 ・基礎年金番号導入時の調査不足。
7489	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	短期間で処理しなければいけないのは、わかりますが、十分に時間をかけて調査をおこなって回答を行ったほうが、よいのではないでしょうか。 記録が整理できてから、お知らせの通知を送付すれば良かったように思います。	年金相談に来所されて、お客様から記録について、照会があったとき、ご本人の職歴等確認し、記録がないものについては、記録照会申出書を受付該当する社会保険事務所へ、照会をおこなっておりました。このたびの、年金記録問題については、過去の記録が整備されていなかっただけでは、すまされない ないと認識しております。社会保険事務所は、他の官庁と違って、国民の皆様が必ず(選くても20歳)関係するところです。その方の40年近くの記録を管理しているという認識が不足していたの	年金相談に来所されたとき、お客様の申出される事業所名、所在地等を確認し、確認できない記録については照会申出書を受付、国民年金記録等について確認できない記録については、該当市町村に照会をおこない、少しでも 記録に結びつくことを、願っておりました。 年金記録を管理しているという、認識が不足していたことがこの問題がおこった原因だとおもいます。
7490	地方庁	その他(社会保険事務所)	マイクロ(健保厚年)にある算定記録がWM上の記録では一部分抜けてしまっており、本来の年金額より低い額の年金を受けとっていた受給権者がいました。	健保厚生届書コード021-1区分2画面の※記号がついている者についてマイクロと突き合わせるべきだと思います。	年金受給にかかわる重要な問題であると認識していました。私は平成17年10月に採用されましたが、その半年ぐらい後にはじめて知りました。	窓口や電話で自身が対応した方には手番を基礎年金番号にはやく統合するように取り組みました。 平成9年の基礎年金番号導入時に基礎年金番号通知書等を送付したあとにも毎年再勧奨をす
7491	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	お客様にも、年金制度を理解していただくため、時間をかけてわかりやすく説明する必要があると思います。	記録問題が存在することを知ったのは、この問題が公になったときです。これほど大量の記録がWMに登録されていないとは思っていませんでした。	記録問題を認識してからは、お客様からの記録漏れのご相談があった場合はそのときの状況をよく聴取するようになりました。反省点としては手管理から機械管理になったときにお客様に向けて、確認していただくための記録の一覧表を送付する必要があったと思います。今後は、定期便等を活用しお客様にもご自身の記録を定期的に確認していただくことが必要と考えます。あわせて、一方的に制度を押し付けるのではなく、制度のしくみや成り立ちなどをわかりやすく説明し、理解していただくことも必要です。制度がよくわからないことに不安を持つお客様がほとんどです。年金受給までに長い期間がかかります。その間に、なぜ年金制度が必要で、なぜ年金額はこの内容になるのか丁寧な説明が必要なのではと思います。
7492	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		こんなにも年金加入記録のもれがあることに、正直驚きました。 本人から保険料を徴収している訳ですから、こんなことがあってはならない問題と認識しました。 また、自分自身も仕事に対して、責任を持ち取り組んでいかなければならないと改めて考えさせられました。 実際に、年金記録問題として認識したのは、やはりニュース等で取り上げられる少し前です。	あたり前の対応しかできませんでしたが、まずは、「どうもすみませんでした」と謝罪するよう心がけました。 記録が判明してから年金額が再計算されるまでに時間がかかったこと・3時間から4時間待ち時間があったこと、心から申し訳なく思いました。 今度、また同じようなことがない様、お客様が納得いくまで説明をするなどに努めました。 自分自身にも言えることですが、やはり、一人ひとりの認識がまいと思います。自覚と責任をもって仕事に取り組むよう意識を変えなければいけないとおもいます。
7493	地方庁	その他(社会保険事務所)			誰のものかわからない年金記録が存在していることや事実と異なる年金記録 になっている(資格取得日や喪失日が違う、標準報酬が違うなど)方が多く存在することなどの問題。マスコミ報道がされるようになってから。	記録統合が進むように、電話がけをしたり、訪問したりして事実関係を確認した。実際の対応時にお客様一人一人に対して解決に向かうよう誠実に対応した。 オンライン北の記録移行作業でのずさんな管理により、現在の問題が生じたと考えている。
7494	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません。		平成9年に基礎年金番号が出来た際、疑わしい手番の照会を本人宛に送付しているが、返送してこなかった方がたくさんいるためだ、と先輩から教えてもらいました。 二年ほど前に世間で騒がれたときに知りました。	それ以降は、氏名検索をあらゆるパターンで行い、生年月日にも幅をもたせるよう心がけました。なかにはとんでもない名前で読み間違えられているものあり、明らかに平成9年に本人には通知が送られていないだろうと思われるものも多数あったため、遅くとも平成9年の時点で現在のような体制をとるべきだったと思われます(予算の都合上、そこまでは不可能だったかもしれま

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7495	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	過去の未統合記録については、自分の記録ではないと言われる方も多いし、死亡者の記録については家族も不明なものがあり、完全解決はなかなか難しいと思われる。本人や家族への確認だけでは無理なので、もっと違う方向での解決策があればいいと思います。	年金の記録は年金請求時までに整備すればいいと思っていましたし、年金手帳等を保管しておくのも、お客様自身であると思っていたので、年金記録問題といわれてその問題の存在を認識いたしました。ただ、年金請求時点での記録の再確認となると、窓口等のお客様の待ち時間が長くなるばかりで、何とかならないかと思っていました。	当然ですが、わかった時点ですぐに記録の補正をするようにしました。 昔からの紙台帳管理からオンラインに切り替わる時点、もしくはその後にでも随時に、記録の整備をしていっていれば良かったのではと思います。お客様から申し出があって から動くのは、やはり、今の時代には、納得していただけないです。年金行政は長期間のものなので、その時には問題がなくても、将来なにが問題になるかわかりません。先をみすえての、早めの対応が必要
7496	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られている問題以外については知りません。	国民の皆様の不安を少しでも早く解消する為、未回答の特別便・定期便・期間照会については一刻も早い回答をお送りするよう処理を早める。記録が見つかり再裁定となった方々に対しては一刻も早く正しい形での給付ができるよう努め、再裁定後の金額等にもきちんと説明責任を果たす。特別便等の未回答の方については居所把握に市町村等の情報提供をいただくなどし、まず皆様に確認いただくよう努め、場合によっては個別訪問等を行う事により全ての方に回答いただくように努める。	17年4月に採用され初めて配属されたのが年金給付課だった為、何冊もの年金手帳をお持ちのお客様と窓口にて対応する事が多々あり、基礎年金番号への統合が思った以上にされていないのではと感じてはいた。しかし、すでに受給されている方の記録が漏れている事や報酬の改ざん等、このような制度自体を揺るがしかねない問題であると認識したのは平成19年頃です。	窓口でお客様と対応する際は必ず加入期間について確認を行い、また氏名索引で旧姓等を調べる等統合漏れがないよう対応した。また、電話等で少しでも加入期間について疑問をお持ちの方に対しては被保険者記録照会回答票をお送りし確認していただくように対応した。しかし、どこかで加入記録は年金請求時に確認すればよい、また受給者の方は請求時に確認しているはずという意識があり、今のような記録問題という認識が欠如していた部分はあり、記録調査の方法(マイクロ検索、台帳検索、他庁照会)のスキルが不足していたと考える。
7497	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	職員が一丸となって今以上に解決のために取り組んでいくことだと考えます。	年金記録問題が騒がれるまでは、このようなことが起こるとはわからなかった。	国民の皆様からの信用回復のために、誠意をもって年金記録問題に取り組んでいます。 年金記録の管理体制が不十分だったことが、年金記録問題を引き起こしたため、反省すべき点と考えています。
7498	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題発生時に知りました。国が運営しているため安心というイメージを失い国民の皆様に多大なるご迷惑をおかけしてしまっていると思います。また単に「1人1人の記録を直せば解決する」という問題だけではなく、国民年金未納の増加や未適用事業所の適用拒否など社会保険制度を運営していくうえで貴重な保険料を確保できかねる状況も想定されることから様々な問題が発生していると認識しています。	信頼回復のため電話や窓口相談対応などから社会保険は変わったと思っていただけるように、職員個々の意識改革が必要だと思います。また、申出主義やずさんな記録管理及び年金制度への関心の薄さを改めていかなければならないと思います。国民の皆様1人1人の立場になって記録問題に取り組み誠実かつ迅速に対応しなければならないと思います。さらに、国民の皆様の声を現場の職員がをよく聞いて、上層部に報告しなければならないと思います。上層部はそれに対し耳を傾けより良い制度を確立しなければならないと思います。
7499	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		当初は、厚生年金や国民年金の手番の未統合の問題だけだと思っていた。 テレビや新聞報道から、機械上入力されていない記録が存在することを知って、各年金制度共通の管理ができなかった制度上の問題、また当時機械処理を行うことができなかった ゆえの ヒューマンエラーだけではなく、管理上の問題でもあると思った。 未統合の記録の存在については、勤め始めた平成14年から知っていたが、未登録の記録の存在については最近になって知った。	手番については、勤め始めた当時、上司から統合については年金請求時でかまわないと言われていたが、現時点で行えるものは行うべきだと思い、別の上司に確認すると、統合してかまわないとの回答があったので、確認できる範囲(手帳が添付されており、番号が明らかであるもの)で統合を行っていた。 しかし、積極的にではなく、あくまですぐに確認できるものだけであった。 未統合がどれ位あるか、未収録の記録が存在することなど、一般職員に周知されていなかったことが多い、また、一般職員の意識も「後ですれば・・・」というもので意識が低かったことが、問題
7500	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金加入もれが判明し、本人宛に年金額変更の通知が届いたが、実際には遺族共済を受給されており、老齢厚生増額でも全額停止であり受け取る年金額に変更はない方に対し、増額される通知のみであり、支給停止となり年金額に変更がない旨の通知がなされていない。誤解を招く原因となっていると思われる。	年金額変更の通知を発送する際に各々の受給状況を確認して通知する必要があると思います。各々の受給状況を確認するのが困難な場合は、遺族年金との併給方法に関する通知を同封し、年金額が増額にならない理由が明記された通知を送付する必要があると思います。	年金記録問題は、受給者には時間と労力を科してしまい、現役世代には納付に対する不信感により納付率低下を招き、年金制度の根幹を揺るがす問題であると認識しております。問題の存在を知ったのは、私が無職の時でしたので、正直なところ保険料を月々支払うのを黙認しておりました。	丁寧かつ正直に現状を説明し、ご理解いただくよう説明するのみであるとおもわれます。反省点としては、適用時の意識とも思えるチェックもれにより、請求時になって記録補正が発生することが苦情の原因となっております。定期便等で連絡されたのにもかかわらず請求時に補正が発生する事のないよう、特に3号に関する取り扱い(夫婦失後そのまま3号加入等)では、資格喪失・取得時に配偶者の状況はどうなのか確認する必要があると思います。
7501	地方庁	その他(社会保険事務局)	整備されていない・カセットが開いていない・名前などがなにも登録されていない記録が数えきれないほどある。 また紙台帳も保存状態が悪く、記録が読み取れないものや、完全に破損しているものもある。 また、記録を探す職員の検索方法によっては、記録を見つけることができないこともあると思われる。	払い出されている番号すべてに、氏名・生年月日などをまずは入力するべきではないかと思う。 また、記録調査している職員の知識を研修などでもっと深くするべきではないかと思う。	過去にも(10年ほど前)記録補正を担当していたが、不備のある記録が多いとは思っていた。 また、複数の手番を持ってる人がかなり多く、記録統合ができていないことが多い。台帳と記録の差があるケースが以前から多かった。	本人からの期間照会があった場合はできるだけ丁寧に記録を探した。 本人からの照会で会社名がわからないかぎり記録を探しようがなく、あきらめたケースもあったので、もう少し時間をかけて、本人に思い出してもらえばよかったと思う。
7502	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	全職員をあげて、早急な処理に取り組む。	未統合の記録については、一人でいくつも番号をもっている人がいることや、戦前の旧台帳についても業務を行うなかで、存在については認識していましたが、基礎年金番号制の導入時や、年金請求時に解決しているものだと思っておりマスコミ報道等で実数が公表されるまでどれくらいの件数があるのか、個人では認識しておりませんでした。	マスコミ報道、特別便等により事務所に多数の方が来所されているときは、一件でも多く、間違いのなく解決できるようにと一人一人と対応しました。 問題を先送りにせずに未統合の記録があることなどをもっとはやく伝えることができなかったかと思います。
7503	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に認識しておりません。	相談で来所されたお客様に対して、統合すべき記録が見つかった場合、確実に統合していく事が大事であると思います。	平成21年4月より採用いただき勤務しておりますので、具体的な内容に関しては分かりません。	私が担当させていただいている総合窓口に来所されたお客様で、来所目的に関わらず、記録に関する疑問があった場合は、年金相談窓口等も案内する様努めております。
7504	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	思いつきません。	認識していませんでした。	思いつきません。
7505	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	国民の皆様の認識と理解により協力をいただけるよう粘ねての広報を行い、1件1件を確実に解決していく。	件数、対象者数を考えると、社会全体に及ぼす影響は大きく、大変重要な問題であると認識している。ただ、当時平常業務を行なっている中では、今回の一連のような状況になっているとは認識していなかった。	1日でも早く、1件でも多く記録の確認をしていただけるよう、意識を持って平常業務と併行し取り組んだ。 紙媒体からコンピューター管理に移行した早い時期に確実に収録をしておくべきであった。
7506	本庁	その他(本庁)	私が知っている限りでは、特にございません。		記録問題が発生した当時、私は社会保険事務所で勤務しておりましたが、窓口に行列ができたときになって初めて事の重大さを認識しました。ただ、事務所では記録問題が起きる前でも通常の業務に忙殺されておりました。未統合記録の問題等は過去歴代の職員がしたことなのにと認識をしていましたが、お客様と窓口で接するたびに今いる職員で何とかしなければという思いが強くなりました。	自分がお客様の立場になったと仮定して、窓口対応するよう心がけておりました。 問題についての反省点はあげればきりがないとは思います。 社会保険のオンラインシステムそのものに問題があると思います。WMの性能をもっとあげてください。職員にとって使い勝手が非常に悪いです。見たことはありませんが、同じく保険料等を扱う銀行や郵便局あるいは市町村のシステムの方がはるかに性能が良いのではないでしょうか？システムの改良は行っていたのでしょうが、刷新ではなく、法改正がある度につぎ足しつぎ足しで、その場しのぎの対応をしてきたことが問題だと思います。 社会保険事務所で働いて初めて感じたことですが、事務所と本庁では温度差がかなりあります。事務所は窓口対応等で精いっぱいなのに本庁は各種報告をたくさんさせております。これでは現場は不満だらけです。本庁からの作業依頼を対応するには、窓口対応を終えてからでないとできません。必然的に夜20時頃から開始となります。その上残業をしているからといって超過勤務手当は全く支給されません。1ヶ月あたり最大で12時間までしかつきません。これでは精神的にうつ病になる職員が多くなるのも当然です。 また、法制度所管部局である年金局との連携はなかったことも一因だと思います。法律を制定するにあたって実施庁である社会保険庁あるいは社会保険事務所、社会保険業務センターとは全く調整していのではないでしょうか。決めるだけ決めて、後はお任せのような感度では今後の行政として機能しなくなるのは目に見えております。 年金の不公平間も是正していただきたいです。共済年金・厚生年金は金額面で優遇されておりますが、国民年金は受給額が低すぎます。保険料は年々高くなっているのに受給額は減る一方です。 本庁は国会対応・議員照会であたふたしていて地方への指導もろくにできない。地方庁は窓口対応・本庁からの作業依頼、どうしても悪循環になっています。それに社会保険事務所から本庁へ照会しても回答は一向にこないです。
7507	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	現時点でご本人の記録として未だ確認できていない記録については、あらゆるシステム、公的機関の協力を得ながら精力的に行っているが、金記録を解明するためには相当の時間を要すると思われる。 しかし相当な時間を要しても解明しなければならないが、その間も、これまで国民の皆様に多大なる心配・不安を抱かせたことに対して十分に反省し、国民の皆様に安心・信頼される組織になれるよう、これまで以上に国民の皆様の立場になって一つ一つ着実に対応して信頼される組織になることが大事であると思われる。	未統合記録については、お客様が年金請求時に氏名索引等で未統合の記録を確認・統合すれば良いという安易な考と調査不足が、ここまで大きな問題に発展したと思う。 報酬訂正問題については、健康保険給付や年金を受給するときに、お客様が必ずおかしいと思うはずである。 いづれにしても正直言って信じられず、国民の皆様からの信用を失墜させてしまい、早く信頼される組織にしなければならないと思った。 この問題を知るようになったのは、騒がれはじめた時です。	(7)、(8)で述べて意見と重複しますが、国民の皆様に安心・信頼されるように、どの部所に配属されても国民の皆様の立場になって親切・丁寧な対応を心がけた。 年金相談時(請求)に、お客様から記録が漏れているとの申し出の有無にかかわらず、丁寧に調査・説明することが大事だと思った。
7508	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	記録の調査は非常に難しため、アルバイトを採用し担当させても記録判明にはなかなか至りません。また経験者に比べ時間も掛かります。記録が判明しなければ、第三者委員会に申立をすることとなり問題解決にはさらに時間が掛かります。早急な問題解決には、期間照会担当者や元担当者の経験者のみを集約し通常業務は一切行わず記録の調査を行い、迅速かつ的確な回答をすることだと考えます。	宙に浮いた5，000万件とよく騒がれていましたが、誰の記録なのか不明な訳ではなく、未統合なだけで記録自体はきちんと管理されていると思っていました。当初は氏名索引等ですぐに判明し、統合処理をし解決するものであると認識していました。 メディアで騒がれた頃と同時期です。	何とか記録を見つけだし、すべてのお客様の記録が正しいものになる様、努力しようと考えていました。記録が判明し正しい記録になることが信頼回復やお客様の老後の生活の安心につながると考えているからです。 オンライン化されていない記録を、いつまでもそのままにしておいたことが最大の原因だと思います。
7509	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	人数を増やし、しっかりと研修をしてから現場に配置する。	まったく知らなかった。知ってたら入社してない。(17年10月採用)	平成9年時点での周知不足
7510	地方庁	その他(社会保険事務所)			早急に解決すべき問題であると認識していました。 入庁してすぐにこの問題がマスメディアに取り上げられたので、それと同時に問題の存在を知りました。	早急な対応が必要であったため、準備期間を十分におくことができず発送したねんきん特別便について、お客様(特に年金受給者)からわかりずらいと苦情が多かったので、年金制度等をわかりやすく、お客様目線での対応をするよう心がけました。 記録問題の反省点としましては、職員の法令順守の問題および、国民の皆様への年金に関する情報提供が不足していたことにあると思います。今後は、年金制度を国民の皆様へ周知していくこととともに、国民の皆様が、ご自身で、いつでも簡単に年金記録を確認できるような環境づくりにあると思います。 そのことが行政や社会(事業主等)への監視機能を果たし透明性のある年金制度につながるひとつの要素になるのではないかと思います。
7511	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません。			

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7512	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	・専従職員の拡充 ・お客様からの申し出による調査においては、職員間における調査スキル、ノウハウの共有化の徹底(特に厚生年金) ・お客様へのより一層の情報開示 個人情報保護、なりすまし防止に留意しながらも、これまでより一歩踏み込んだ情報開示を求められるのは避けられない状況にあるのではないかと思います ・国民の皆様からの信頼回復 お客様から信頼を得られていないという現状は、記録確認作業の大きな妨げになっていると感じます。大小様々な誤解に基づくものも多いのですが、結果として、我々に対する国民の皆様からの信用は地に落ちているといっても差し支えない状況にあります。これを取り戻すのは容易な道ではありませんが、国民の皆様のご協力なしに記録問題の解決はあり得ないため、信頼回復は急務であると考えます。 そのためにも、記録問題以外においても、顧客満足度を引き上げる応対が肝心であると思います。我々職員がお客様からいただく言葉の中で最もつらい言葉が、「やっぱりあんんたたち社会保険庁の人間は・・・」の類です。ネガティブなイメージ通りの職員を演じてしまっては、ご協力を頂くどころではありません。お客様は、被保険者、受給者であると同時に、記録問題解決のための協力者でもあるという意識を持って接客に当たり、かつ、その意識を全ての職員に浸透させることが肝要であると考えます。	年金記録問題が世間の耳目を集めることとなる以前は、未統合の手帳番号が相当数あることは認識していましたが、おおむね裁定時において統合されるものであると考えていたため、年金受給の年齢に至っていない方、もしくはお亡くなりになられた方のものが大半であると考えていました。 件数が5000万件にも上ること、年金受給者も相当数含まれるということは報道並びに記録問題事案に従事するうえでその問題を認識しました。 台帳とオンライン記録との不整合問題、旧台帳のオンライン未登録問題並びに国民年金保険料の不正確な納付記録問題についても、認識することとなったのは記録問題事案開始後のことです。 標準報酬の遡及訂正等の事案は、報道でその問題を認識しました。具体的に疑わしい事案に行き当たったことはありません。	記録問題においては、事象の性質上、制度やシステム、過去の組織の問題等を唱えがちになるところ、安易にそれらのせいにせず、当事者意識をもって対応することを肝に命じました。接客においても、当たり前のことではありますが、「我々若い職員のせいではない」というそぶりを絶対に見せないよう、そのように聞こえることのないよう心がけ、自分が責任を持って対応に当たる姿勢をお客様にご理解いただくよう努めました。問題をどう解決するかという過程において情理を尽くすことこそが信頼回復につながり、記録問題解決の近道になると考えたからです。 記録問題における反省点として、一つは、当初私自身も考えていた「記録確認を呼びかけるよりも、裁定時に統合するほうが合理的」という前提が問題をここまでこじらせた大きな要因であると思われます。社会保険庁としての裁定時統合の大まかな方針が一面では合理的であるという考えを今も全て捨て切れた訳ではありませんが、国民の皆様からNOを突きつけられた以上、安易な考えであったと認めざるを得ないと考えます。予算的な制約があったことは十分承知していますが、基礎年金番号制度発足後、判明次第の場当たり的な統合作業ではなく、定期的かつ重点的な統合作業を段階的に進めていれば、かかる事態は防げたのではと考えます。「5000万件」、「消えた年金」などの派手なフレーズが一人歩きして、国民の皆様からの信頼を失ってしまい、確認作業をより困難なものとしてしまったことは非常に残念であり、大いに反省すべきであると思います。 また、裁定時の確認作業が緻かであった、もしくは情報開示に慎重であったが故、現在に至って再裁定事案が膨大な数に上ってしまい、「裁定時に統合する方が合理的」という我々の主張が成立しなくなったことも、非常に残念に思います。なりすましの防止という重要な観点があったとは
7513	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。	平成14年、国民年金の未納問題が起き、平成19年に特別便発送し、電話対応や窓口対応して色々な問題に直面してきました。これは、今まで、会社担当者と事務所の間での手続きで、被保険者の方々に何の情報提供されていなかった体制に大きな問題があり、また、国民全体が、年金に関心がない事も問題のひとつだと感じていました。昭和61年4月、3号制度ができた時、国民は全く分からずに、ほとんどすべての女性は、夫が納めていると勘違いしていました。マスコミも、年金に対して、もっとPRして欲しいと思っていました。ですから、今回の特別便提供は、とても良かったと思いますが、内容の作り方、説明不足等等問題が山積しています。苦情も多々あり、苦しい毎日です。もっと早く、一人一人の記録や、保険料等についての情報提供が必要だと思い	一番は、情報提供が遅かったと感じています。また、手続きが事業主のため、本人記録があいまいでも済まされている事だと思います。年金請求時に戸籍住民票と相違しているケースが非常に多いいのも、加入時に本人申し出による内容での手続きで決定していると思います。年金問題では、お客様には誠心誠意をこめて、私のできる範囲で真心を込めて、対応しています。
7514	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。		被保険者が厚生年金番号を重複して加入した時、被保険者の情報が正しく登録されているか、年金手帳を持っていれば老齢年金請求時に判明し、請求漏れはないと思うが、被保険者情報が間違っていたり、年金手帳も紛失した時は、厚生年金加入期間が漏れて請求も出来ず、年金記	厚生年金加入時において、既に年金番号を取得している可能性がある人は、重複して取得しないよう気をつけていた。また、統台帳からコンピュータへ被保険者情報を正しく登録できれば（氏名も漢字で登録等）、件数も少なかったと思われます。
7515	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	地道に台帳とオンラインの突合をしていく以外方法はないと思われます。 その台帳が間違いである場合もあるが、とりあえずは台帳とオンラインの記録が一致していないことにはどうしようもないと思うからです。 その上で、本人の申し立てと記録が違う場合には証拠があれば問題は解決すると思うが、証拠がないときにはこの間の報道にもあったようなねべく記録を認める方向で進めることしかないかと思います。 また、今後このようなことがないように毎年加入者には記録の通知を送付することで今後の記録	非常に大きな問題であることと認識していました。ただ、大きすぎて個人ではどうすることもできないと思いました。 また、社会保険事務所に勤務したときにはオンラインも込入されていたし、まさかこのような問題があるとは事にも思っていなかったので、問題を知ったのは国民が知ったのと同時期です。	問題を知ったときは、国民と同時期のため社会保険庁からの対応処理に基づき真剣に問題解決に取り組みました。 ただ、問題となるのが遅かったために大きな問題になってしまい、解決の方法としてやるべきことがかなりの量になってしまった。そしてその分だけ処理に時間がかかってしまうという悪循環になってまった。もう少し早くそれぞれに対処できていれば違った結果になっていたのではないかと思います。 今後はきちんと管理することはもちろんであるが、記録を国民に通知することと、職員の知識や
7516	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません。	判読しにくいマイクロの整備を行うべきであると考えております。	年金制度の根幹を揺るがす重要な問題であると認識しておりました。 新聞等の報道によって知るところとなりました。	お客様への対応を通じて宙に浮いた年金記録の統合に努めるようにいたしました。 基礎年金番号制度の導入を早めるべきであった考えております。
7517	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	従来とおり、着々と進めるべきだと思います。 より効果的に、また正確性を期すのであれば、雇用保険でのデータを利用するなど、厚生労働省全体として対処すべきと思います。 労働側のデータは検索できないようでは、何のために厚生省と労働省が一体になったのか、その意義が問われるところだと思います。	重要な問題だと認識していました。 5年ほど前に、存在を知りました。	私は、厚生労働事務官に2年しか在籍していないため、お答えできるほどの活動や知識はありませんので、回答を控えさせていただきます。 ただ、最近は資格照会業務に関係しているので、全力で対処したいと思います。
7518	地方庁	その他(社会保険事務所)	① 東京社会保険庁宛の返信用封筒 テレビ等で殺々騒がれて、時間がなかったのか、返信用封筒は、東京あて。 にもかかわらず、何ですか。WMですぐ、確認できるような本人の旧姓記録までも未回答のまま、事務局・事務所への返戻。社会保険事務所においては、 退職者もどんどん増え反対に窓口への来客数や問い合わせの電話は、昼休みも問わずにかかってきているのに。問い合わせダイアルについても。果たして どのように研修事前の教育などしてるのですか？苦情を言われるのは、いつも 事務所。(簡単に電話一本で統合します。と言われたのに、何ヶ月たっても、 回答来はこない。詳しく調べてみたら、第三号未納期間も判明。)これは、 苦情電話のごく一部です。事務所で働く者のモチベーションがこれであがりますか？・・	①正規職員が、今後このような組織が嫌になって、退職者が増えぬよう、新規に雇われるかたがたの、研修システムをしっかりと組んでいただきたい。 ②苦情電話が、本部にも転送できるよう、お客様の、生の声を聴いていただきたい。 ③テレビ、新聞に(新しく生まれ変わる組織)というような、表向きだけ、部合の いい発言は、控えてほしい。記録問題も、何年までに、回答しますというのではなく、困った事例や、制度の不理解(第三号は基本60歳までなど)事務所への、来所者や、電話相談がすくなくなるような努力をして、正しく回答を作成 送付しますといってほしい。	平成元年に入所して、適用課に配属され、期間照会を交替の窓口で経験 した時、(本人が覚えていない会社名をこちらから決して教えてはいけないと言われたとき。)平成9年に基礎年金番号化する時も、統合されていない、手番がいっぱいあるとおもっていた。 カセット解除以来についても。なぜ、そのような状態にしか残せていないのか 不思議でしょうがなかった。	今080など、wmにて、確認できるようになっているが、年金保険料をもらっている期間が存在している限り、せめて、機械化する際に、地方と中央(業務センター等が十分に話し合って、問題を解決しておくべきだったと思う。 私自身、この職場に勤めさせて頂いている限り、問題と感じたことを、声に出し、上司や職場同僚とともに、こういうことこそ、将来につながる大きな問題点として、相談し行動を執るべきだったとおもいます。
7519	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	一人一人が、年金の重要性を認識し、法律に基づいた正確な手続きをとっていくことが大切だと思います。	問題が存在することを知ったのは、入庁してすぐ知りました。	お客様の話をきちんと聞き、事実に基づいた記録にするよう努めました。年金記録がきちんと整備されていなかったことが問題となっているので、年金システムをもっと整備して、職員全員がこの記録は間違いないと自信を持って説明できるようなシステム作りが必要だと思います。
7520	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			昭和30年代～50年代初め就職する度に事業所において厚生年金番号の新規払出しがされていました。 氏名の読み方や生年月日なども正確性にかけていましたので、ご自身の記録をどのように把握されていかれるのか、不安でした。 通常は終身雇用制となっていましたので、一部の方の問題という認識でもありました。	その当時の社会情勢のせいでもあると思いますので、ある意味仕方なかったののではないでしょうか。 社会保険側の努力だけでは補えないような事例もあります。 今の若い世代では気づかめその地域の方にしかわからないような情報を、特に事業所で社会保険のご担当だった方々にご協力いただきたいと思います。
7521	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	年金記録問題に対応する人員を増員する。	基礎年金番号に統合されていない記録があることは以前より認識していた。また、年金制度が古くからの制度のため過去からの細かいミスが積み重なってきてしまったのではないかと思います。	申請書類については、本人申出に基づき、正確で早急な処理ができるように対応しようとしました。 照会が急激に増加したため処理に時間がかかり、結果、お客様への回答が遅れてしまった事な
7522	地方庁	その他(社会保険事務所)	ございません。	人員を増やし、集中的に取り組む。特に退職者などの社会保険記録に詳しい知識習熟者を広く募る。 委託できる業務は委託する。(記録の電子データ化等) 上記のようなことは、現在行っていることであり良いと思うのでその規模を拡大する。	現代も含む歴代職員の重要記録に対する管理意識が低かったこと。 度重なる制度改変に行政が対応しきれていなかったこと。 あまりに膨大な未統合の記録の存在をしったのは、新聞等で報道されたとき。	記録に対する重要性を再確認し、一つ一つ間違いの無いようより気を配るようになった。 特に、お客様のお怒りは最もなので懇切丁寧に対応しようとした。 反省点としては、数多くあるが私の立場から言えることはやはり、職員の意識レベルが低かったことだと考える。
7523	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	現存職員の人員確保および、業務量の偏りによる業務軽減および、新規正規職員の人員確保。良心的な特定業務職員等の安定的長期雇用。臨時的に頭数をそろえても不十分。	特になし	被保険者の話を聞き丁寧に対応するのみ。もう言葉がありません。
7524	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	期間の短いものはおいておき、期間が一年以上あるものから着手するほうが効率的ではないだろうか	複数の番号を持っている人が多かったので記録漏れが発生する可能性はあると思っていたが、本人が在籍した事業所を忘れるとは思っていなかったため、これほどの問題になると思っていなかった。また、基礎番号導入により記録漏れは大幅に減少すると思っていた。	氏名索引を工夫して行い、記録を探すぐらいしか対応できなかった。 氏名の誤り、事業所名称の漏れなどが致命的だったと思われる。また、制度の周知が図られていなかったことが大きい。現在においても記録問題だけが先行し制度の周知は図られていない
7525	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	全所体制及び人員増等	国会等で取り上げられたことにより	一人一人の年金に直結してくるため記録確認を確実に行うよう心がけ対応する。
7526	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	問題解決にかかる業務に専任となる人員の増員が必要と思います。	年金記録問題というより、年金を受け取る際に、基礎年金番号の導入以前については、記録の統合が必要となることがあるという認識でした。 年金記録問題としての存在を知ったのは、マスコミに報道された頃からです。	ねんきん特別便の対応などにより、解決に向けて、積極的に取り組もうと思いました。 現時点においての反省点は、全体的には計画的な対応ができず、結果として二度手間になることもあったと思います。 また、基礎年金番号導入により、毎年、未統合者にお知らせが順次送付されていましたが、未提出者への対応ができていなかったと思います。
7527	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		基礎年金番号制が始まった当初から、コンピューター上統合漏れとなっている手番の存在はありましたが、年金請求の際に確認を行うこととなっていましたので、最終的にはすべての記録が年金受給に結びつくものとの認識でした。 また、統台帳の記録はすべてコンピューターに登録されているものと思っていましたので、年金給付の業務についた時にも、コンピューターで検索して出力されなければ、記録は無いものと認識していました。 平成15年に厚生年金の記録調査に関わる仕事についた際に、記録もれや誤りが見つかるケースがありましたが、単純な入力漏れ、入力誤りだと思っていました。 しかし、実際は手番として宙に浮いているものばかりでなく、コンピューター上にも照射されない統台帳の記録があることが年金記録問題の報道で明らかとなり、今までの認識が誤りだったことに気がつきました。 この問題については、コンピューターに登録されていない記録の存在があることが全職員に浸透していなかったことも要因のひとつと思われます。	この問題が発覚してからは、まず国民の皆様の信頼回復と記録を見つけることが第一と考え、自分なりに誠心誠意対応させていただくとともに、お客様の申し出のあった記録はコンピューターのみではなく、統台帳の確認まで行うよう心がけました。 反省点としては、組織として問題点の共有ができていなかったこと、問題意識が低かったことがあると思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7528	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	ねんきん特別便、定期便の照会に対する十分な調査。 予定されているオンラインシステム上の年金記録と紙台帳との十分な突合。	年金記録の管理が不十分であったこと。 年金記録問題がマスコミ報道された時。	ねんきん特別便、期間照会での綿密な調査を行い早期に回答すること。 年金記録管理について、紙台帳での管理が不十分であったこと。 オンラインシステムに収録する際、正確にできていなかったこと。 基礎年金番号の導入以降も一人の方が複数の手番を保有したこと。
7529	本庁	その他(本庁)	特になし。	現在行っている対策を進めていくべきと思います。もちろん可能な限り速やかに解決することは必要と思いますが、対応する人員・知識が追いついていないような状況で無理やり進めると新たな問題が発生することは必至と考えますのでその兼ね合いは、配慮すべきと思います。	年金給付課に配属されて裁定請求書の処理をしていた時に、未統合の年金記録が存在することを認識したのが最初であると思います。記録の確認は非常に時間がかかり困難な事例があると思いました。	本人への照会、端末での検索、他事務所等への照会等行いました。一般的に行うべき確認は行いましたが、それですべて確認することは体制的にもできない状況であったと思われます。 本来もっとこまめに対応すべき事を長年怠ってきたため短期間では解決できない状況をつくりだしてしまいました。 それを無理に対応しようとしたため、貴重な人材が流出し、より解決が困難な状況を生み出すという悪循環ができてしまいました。
7530	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	マンパワーを増やすことが必須だと思う。新規の職員等では無く、OBでも良いので、年金に精通した人材を(再)雇用する。 また、システムの改善等により複雑な報告物を減らし、報告物を作成する時間も記録問題解消に当てるべきだと思う。	まれに厚生年金記録が漏れていたり、国民年金の納付記録が収録されていないことは知っていたが、ここまで多いと思ってなかった。また、最終的には年金請求時に記録を確認し、チェックするため、漏れ等があっても解消しているものと認識していた。 問題が存在することを知ったというよりも、認識したのは平成19年である。	制度発足時の現場の環境、職員の意識、国民の意識及び事業主の意識が欠落していたことが原因と思う。また、オンライン化が遅延したことも問題が拡大した一因だと思う。 今後は20歳からでは無く、出生した時点から基礎年金番号に繋がる物を交付し、住民基本台帳の情報と連動させるべきだと思う。 また、国民の意識及び事業主の意識の向上と協力が不可欠である。
7531	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にない		はじめは、年金手帳番号が基礎年金番号へ統合されていないものに対し、宙に浮いた年金といわれているものだと単純に思っていました。 しかし、平成19年6月ごろから、氏名の収録されていない記録の存在や払出し簿や台帳と機械上の記録が一致しないものがあるなど、様々な類の問題が次々と明らかになって、私自身ショックでした。 一言に、年金記録問題といっても様々なことが原因となっています。もちろん、社会保険庁の記録管理が甘かったのは最悪の原因ですが、制度に対する全ての国民との共通認識がもてなかったこと(周知が徹底できなかったこと)の結果ではないかと認識していました。 明確にもっと大問題だと認識できたのは、恥ずかしながら、平成19年後半になってからです。	国民の皆様のお怒りは当然のことです。年金について、本当に心から関心を持ってもらえたという意味では、チャンスであると捉えて、今の私にできる誠心誠意の対応をさせていただこうと今も思っています。 年金のことについて、国民の皆様が知らなさ過ぎる。関心を持ってもらえるしくみにできておらず、ようやく毎年送付することとなった年金定期便は、本来あるべき形だと思っています。 また、私自身、記録問題の部分に気づくチャンスは過去にも会ったのではないかということがずっと気になっています。自分も意識しない中で、気づいていたのかもしれません。でも、私がちょっと言ったくらいでは、事務所の仲間は話を聞いてくれても、東京の本庁の人には届かないという諦めが心のどこかにあったのも事実です。日ごろの業務に追われ、流れるまま流されるまま、気づく目を持とうとしていなかったのがいけなかったのだと反省しています。
7532	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		21年7月より就業のため、ニュース等で知りました。	システムの刷新が重要と考えます。印字、手計算等の業務が、他の業務全般を圧迫しているように見えます。
7533	地方庁	その他(社会保険事務所)			マスコミ等で騒がれ始めたときに知った。それまでは大きな問題だと思っていなかった。	問い合わせてこられる方へわかりやすく説明し必要以上の不安を与えないよう心がけた。 基礎年金番号導入時の広報不足と後追いを怠ったこと。
7534	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	封書等を送付しても高齢の方はなかなか理解できず、回答を出されない方が多いようです。 年金請求や、お客様が窓口に来られた時等、機会あるごとに年金記録を確認したり、戸別に訪問したりする等して、宙に浮いている手番を一つ一つ減らしていくしかないと思います。	年金記録問題が取り上げられた頃に知りました。	年金請求の際の氏名検索、手番確認を、間違って読まれそうな名前等も含めて確実に行うようにしました。 機械化する前の事はあまりよく分かりませんが、厚年取得届等の処理時の手番確認を徹底し、疑重複が出た時の処理等を確実に行い、また、基礎年金番号を導入した時にもう少し徹底して、統合されていない手番等の確認を行っていれば、少しはよかったのではないかと思います。
7535	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に存じません。	年金業務の経験がある職員が、集中的に対処できる体制が必要であると考えます。	年金記録問題については、国民の皆様に対して不安感を抱かせたことは大変申し訳なく思っておりますが、当時はこの問題について認識不足でありました。 また、その存在を知ったのは、平成19年頃であったと思います。	国民の皆様の立場に立ち、記録の確認作業に対応しようとしました。 また、長期的な記録の管理については、徹底した慎重な管理が必要であると考えます。
7536	地方庁	その他(社会保険事務所)	最近の状況は変わっているかもしれませんが、厚生年金記録で、カセットに収録されていて、WMですぐ見ることのできない記録がありました。	すべてオンラインで見ることができるよう、カセットを管理している部署は、オープンの処理をしてほしいと思います。	年金記録問題は、1.制度運営主体の側で、規則上の欠陥として、厚生年金の場合、住所を届出事項にしてこなかったのが原因で、分散した記録の本人特定が、むずかしくなったこと2.保険者は、年金教育あるいは啓発活動を、長年にわたって怠ってきたこと3.被保険者は、特に若いころは、年金に無関心で再就職のたびに新番を受けてきたことなどが、主な原因と思われます。平成9年の基礎年金番号導入時のお知らせ及び他手番の返送依頼でかなり統合されたと思っていました。その後のフォローもなく過ぎたので順調に経過したのかと考えましたが、それにしては窓口で重複取消届が多いと感じていました。記録問題が存在することを知ったのは、昭和57年採用のときで重複取消届があること、資格記録を調べる係があることで初めて知りました。	適用、国民年金、年金相談室の窓口では、旧姓も含めて氏名索引すること、会社名、所在地、業種等のヒントをだしてできる限りの一本化をすることを心がけてきました。反省点としては、窓口対応などの小手先だけではすまない状態だったことを考えると、意見を上層部に強く訴える必要性があったと思います。ただ、紙台帳を管理していた部署は、オンライン化の時、また、基礎年金番号導入時に、何らかのアクションを起こす必要性があったと考えます。
7537	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	基本的には根気よく粘り強く淡々とやっていくしかないと思います。 020ー111画面の事業所情報についてですが、誤りが非常に多いので事業所名称や記号変更等の年月日について今一度確認と修正とをお願いしたいところです。 現在のように個人から照会があったものだけを対象としているとすべてが後手後手に回ってしまうと思います。	古い厚生年金の記録に不備が多いという話は、10年ぐらい前から耳にしてはおりましたけれども、それはごく一部だと思っておりました。 事業所の名称などの記録についても、個人の記憶と違っていたりすることがたしかにありました。法人化した時期にずれがあるなどの指摘もありました。ただそれは本人の思い込みによる誤りであることの方が、割合としては高いのであろうなと自分では考えていました。 フリガナの誤りや生年月日のズレなどは、ある程度あるものと考えて検索してはいましたが、これほどとは想像していませんでした。 件数を聞いて、我が耳を疑いました。	根本的な部分で勘違いをしているケースも中にはありますけれども、原則として各人の申し立ては事実であるという前提で取り組んでいます。 窓口で調査依頼があった場合は聴き取りを入念に行っていますし、検索なども聴取内容にもとづいてかなり広く深く行うようにしています。 事業所の適用前や全喪後に勤務していたケースも多いのですが、それらの場合も本人が理解するまで根気よく説明しています。 30歳到達時とか50歳到達時に、本人宛に記録を送付するなどして照合を少しずつでも行っておればここまでの事態にはならなかったはずです。 また年金受給者に関しては、裁定請求を受付ける前に、もっと念入りに記録の確認・整備を行っておくべきだったと思います。 簡単な氏名索引のみで「該当記録無し」としていた時代が長期間残いていただろうことを想像すると暗澹とした気持ちにさせられます。
7538	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	本人からの申し出に対し真摯に調査することが大切だと思います。 また、他庁に問い合わせずにWMなどで確認をとることが出来るようになると、いいっそう調査がはかどるかと思います。	マスコミで取り上げられるようになって、年金記録問題を認識しました。 それ以前は、基礎年金番号以外の記録に関しては年金受給の手続きのさいに本人が申し立てることで確認できると思っていました。	年金問題として認識してからは、お客様と接するときは、他に記録はないか等を心がけてます。社会保険事務所等の記録の取り扱いと、本人が番号をなくしてしまったり、会社名を忘れてしまったり、事業所が本人に手帳を渡さなかったりすることを想定していなかったことが反省点だと思います。
7539	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	現在進めている国民年金1年以内の未納だったら復活させるというのを2年にするという議論がされていましたが、そういうことではなく、事の本質は現在の年金では暮らしていけないと、だから消えた記録を何とかしてもらわないと困るということだと思います。仮に記録が復活しても生活が依然苦しいと国民の皆様は制度の抜本改正を望まれると思いますので、みんなが安心して暮らしていける制度改正を早急に手がけていただきたいと思います。現場にいると制度上どうにも	平成17年に現在の年金給付課に来たときに初めて年金記録の不備が多いことを認識しました。ほとんど、年金給付以外の係りでは気がつかないかもしれません。	WMの中の年金記録に氏名が漏れているケースが多くあり、どうやって氏名索引で記録を探すのか考え時に限界があり、現場段階ではどうにも対応ができませんでした。19年になって初めて全国的に作業したわけわけですが、本当に良かったと思ってます。昭和50年代後半にオンラインシステムが導入された時にもっと上層部で年金記録の取扱いを丁寧に考えていればこのようなことにはならなかったと思ってます。
7540	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		知ったのはH6年頃。	できるだけ統合してあげようと思った。 反省点は、みるからに名前がおかしとか、名前なしとか、解っても、何もしなかった事。
7541	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。	この問題は私が初めて年金相談担当になり裁定請求書のを受け業務をはじめた時からです。	難歴を確認する場合持参した手帳以外に番号があるか氏名索引をする。 ありふれた名前はともかく、生年月日と一致するときは限りなく本人の記録と思われるが、本人から事業所名が出ない場合は他人の記録としていた。 しかし高齢ともなれば忘れてしまうことは多いはず、話の中で記憶を呼びお起こすため当時の時代の話を聞くいてあげたりしてある程度わかれればこちらの判断で期間を追加した。 来訪者が多いため一人に時間をかけているとまわりから何やってんだとか要領が悪いとかおもわれるし時間内に終わらなくなってしまう。来訪者によっては最後まで時間をかけて記録を確認し整備していけば消えた年金はもっと少なかったとおもわれる。
7542	地方庁	その他(社会保険事務所)			18年8月	19年4月から相談員として丁寧に対応した
7543	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	記録調査に従事していた経験者の知識を活用するため、期間照会事務センターに経験者を集約し、受付から回答まですべて行う。 この際に当時担当していた地域を調査することによって、事業所名等から他の職員では分からない情報を活用できると思われます。 現在は他の記録(同一氏名・生年月日)が判明した時は、受付した事務所に返戻されている。	老齢年金等については本人からの請求主義だったので、本人が職歴を忘れてしまっていたら、当然もらえる年金が受給できなく不利益を被っていた。氏名索引をしても、こちら側からは事業所名等は教えてはだめだとのことだったので、本人の記録かどうか分からないので統合せず、裁定していました。 年金相談は昭和63年頃から事務相談(出張)に、年4回程行っていたが、平成9年12月からは給付係長として、年金相談の窓口に出るようになり、その頃から将来何かしらの形で問題になる	地方の社会保険事務所の意見等、当時からいろいろな問題を事務打合せ会の場で、保険課あるいは年金課を通し、社会保険庁に問題提起をしようとしましたが、社会保険庁は一方的な指示ばかりで、地方の意見は吸い上げていなっかたと思います。したがって、言っても無駄だとの意見もあったほどです。
7544	地方庁	社会保険事務所課長級以上		膨大な記録をコンピューターに収録して調査を行なえば、スムーズに解決する方法である。しかし、不鮮明な記録もあるため経験豊富な職員やOBの協力とその者たちを補佐する人員の確保をして、記録の確認作業をすれば解決策になると考える。	国民年金の免除申請書を職員が記入したとの報道から、問題が存在することを知った。その後次々と問題があると報道をされたために、問題ではないことまでも問題にされて混乱がひどくなった。その時は、対応に追われていてはっきり考える余裕がなかった。	事実を正確に伝え、間違いであれば正し、ひとつでも問題解決をという対応をしたと思う。国民が、年金に関心を持つ時が年金を請求する時で、それまでは、国が行っていることだからと安心をしていて関心を持たない。関心を持って確認をしても社保サイドで大丈夫だからとの対応をしたのではないか。以上が反省点として考えられる。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7545	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	社保庁が一方的に批判されている印象があるので、問題解決に向けての努力していることを世間に知っていただき、対立構造ではなく、双方の協力が必要であることを認識していただくとよいと思う。	認識したのは、テレビなどで「消えた年金」などと騒がれだした頃。 当時、コンピューター管理ではなかったこと、年金制度により年金番号が違ったことなどからしかたなかったように思う。	どうせ、どこかの時点で重点的に解決する必要のあることなので、これがこれからの私の仕事だと思った。 反省点は、積極的に社会保険庁から年金記録統合に向けてアプローチしなかった点。
7546	地方庁	その他(社会保険事務所)		やはり年金額の再裁定に時間を費やしているのではないかと思います。社会保険業務センターだけでなく、地方でもブロック単位で再裁定できる場所をつくる必要があると思います。	政府の公約でもありましたので、早期に解決しなければならない問題だと認識しておりました。年金記録問題については報道等によって知ったと思います。	年金記録については、最優先業務とし、お客様が申し出している期間についての確認作業を迅速に行いました。 反省点としては初期対応が悪かったと思います。人員不足という理由で書類を滞留させてしまったのが、長期化している原因だと思います。
7547	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし。 あらかた問題は出てきたと思われる。	過去の記録の不備等については、ここ2年間にわたり集中して人員と経費を投入して解決に向けて作業してきたところ。また、現在の記録についても、ねんきん定期便等で確認いただくよう方策を講じてきている。 さらなる方策といっても、新たな方策を講じれば、現在の作業にも少なからず影響が出てくることが想定される。 そうすれば、これまでの作業による経費や人員の意味合いを問い直すことにもなり、かつ、既に再裁定により支払った受給者等にも影響が出てくると思われる。現場にも重大な混乱を招くのではないか、 まずは、現在の作業をすみやかに終わらせることが、被保険者・受給者に安心を与えると思われる。 そのためには更なる人員や経費の投入も必要かと思うが、むやみに人間を投入しても、素人では同じ過ちを犯しかねないと思われるので、数十人～数百人程度で選り抜きの精鋭を作り、大学校等で専門職として研修を受けさせる。そして、一カ所で集中的に作業させてはどうだろうか。 悪くいえば烏合の衆より精鋭で攻めた方が、城は早く落ちると思われる。 場所については、事業仕分けで使用した市ヶ谷にある印刷局の体育館を使えば、経費も抑えら	社会保険事務所の適用課や国年課にいた際、厚年・健保または国年適用時に複数手番を持っている者がいて、基礎年金番号への手帳番号の統合が思ったほど進まないということは認識していた。 ただ、旧台帳や改ざん等の問題を知ったのは、国会等で話題が上がり始めた平成19年以降である。	複数手番の統合や疑重複調査等は判明した際に随時行っていた。 記録問題については、検証委員会の報告書であったように裁定時に確認すればいいという考え方が根底にあり、資格取得時や定時決定、事業所調査等々の時に、年金手帳の有無の確認や事業所の給与台帳の確認といった本当に地道な作業を怠ってきたことが反省すべき点として挙げられると考える。
7548	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	旧台帳とオンライン記録の突合を早急に正確に行うこと。 また、判明した記録については、速やかに統合、お知らせできるような体制を整備すること。 被保険者側からも自身の記録にアクセスしやすい環境を作ること。	日常業務の中で未統合記録があることは認識しており、記録の統合処理なども行っていたが、5,000万件という数字やその他の問題等については、報道等により知りました。	より一層お客様の記録を丁寧に確認し、大切な記録を扱っているという意識を強め、記録の調査などを行いました。 特別便などが始まってからはその対応にあたりました。 反省点としては、年金記録について、相互にチェックできる環境がなく、被保険者側から記録を確認する機会がほとんどなかったこと、台帳からオンラインに記録を入力する際のチェックが甘かったことなどが挙げられると思います。
7549	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません	基本的には、加入者、受給者に基礎年金番号に収録されている記録をご確認いただき、記録が漏れていれば1件1件未統合記録を解明、記録が間違っていれば調査し正しくしていくしかありません。	記録が漏れている状態で管理していたことと、その状態で老後の生活保障である年金を受給者の方に支払っていることは、組織としてあってはならないこと。未統合記録があることは認識していましたが、いつ頃からかわかりません。台帳からオンラインに入力するまでの転記や入力ミスがあることや標準報酬の不適正処理があるとは思っていなかった。この問題が発覚するまで知り	ねんきん特別便、定期便による記録の確認相談で丁寧に対応した。また、再裁定支援で迅速な処理に貢献した。何十年と長きに渡って重要な記録を管理することへの甘さともっと早くねんきん定期便を送付し、加入者にその都度、年金に対する情報提供をし記録確認をしてもらう必要があったと思う。
7550	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	特別便や期間照会の回答を早くできることをもって解決とするならば、被保険者原票に収録されている事業所を名寄せ検索できるようにするなど、調査にかかる時間を短縮できるシステムを構築することなど。 ただ、勤務当時から相当期間が経過していてご本人の記憶があいまいであったり、「事業所名・所在地、被保険者氏名・生年月日」から追うしかないところを、本名に「子」や「枝」をつけて名乗り働いていたり年齢を偽って働いていたりしていれば、幅をもって調べていってもなかなか見当たらないものです。人手と時間をかけて調べなければ回答にたどり着いていないのが現状です。	年金の裁定請求書は、請求時にご本人が職歴を確認するようになっているので、未統合手番があればそこで統合されるものと認識していました。手帳番号が全体で8億番も払い出されている等ということを知ったのは、公の問題となってからです。	申請主義、請求主義に一因があったのではないかと思います。 事業所からの届出は正しい、登録された報酬や記録は正しい、としてご本人への通知や確認を必要としてこなかった点です。 ただ、今のようにコンピュータやネットワーク等のシステムが最初から完成していたのなら、最初から重複払出を防止する方法もあったかもしれませんが、紙台帳で記録管理していた時代に、被保険者証には「永年使用」と記していたことを考えれば、社会保険庁がどこまで重複払出防止できたかと言えば、限界はあったと思います。 このことから、オンラインシステムが構築されていなかったことが重要な反省点として挙げられる
7551	地方庁	その他(社会保険事務所)				
7552	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし。		全国民のニーズに応える努力の結果、制度が複雑化してしまい、理解しにくいものになってしまった部分があると考えています。問題として認識したのは、平成16～18年度にかけて社会保険事務所で勤務し、個別訪問した際に制度周知の難しさを経験したからだと思います。 また、現在の問題の多くは、国民皆年金を目標としていた当初から時代を経て、サービスの質の向上を国民が求めるようになったために生じているズレが原因の一つになっていると感じています。今後はそのズレを無くすべく、インターネット等を活用し、自分で年金の管理をできるようにする方針は正しいと感じています。	国民と国が情報及び目標を共有できるよう、わかりやすく制度周知を行っていくことに尽きると思います。事務所での相談の待ち時間、手続きにかかる時間を短縮し、今よりも手軽に本人が自分の情報を確認できるようにすることで、年金制度がさらに身近なものになると考えています。
7553	地方庁	社会保険事務所課長級以上	年金加入記録が現在、主にお客様がみえられていますが、今後は標準報酬記録の庁中間記録報告の収録問題漏れが起こることが、大変心配です。	出来るものであれば、現在の実態状況をテレビ・新聞等により、国民の皆様へ理解と協力を頂くような広報をお願いしたいと思います。	以前の記録照会で回答する場合は、本人様からの職歴申出と相違する場合に手帳番号の記録と相違するものは外して本人様へ回答するとなっていました。私としては、違和感を感じていました。	以前は、内部データとの意識が強かったことが根本的な原因があると思います。記録は本人様のものであるとした定期便は画期的と考えます。 問題が起こる前に、職員からの意見等も吸い上げて頂くような環境体制をお願いしたいと思いま
7554	地方庁	その他(社会保険事務所)	・5000万件の未統合年金番号を本人特定したうえで減らしていこうとする職員の意識が低い。 ・記録統合等をしたにも関わらず、再裁定処理にまわっていないケースがある。 ・国民年金記録の記録照会については本人の記憶違いがほとんどであること。 ・厚生年金加入記録と在職履歴は必ずしも一致しないこと。	・来庁者には必ず氏名索引を行い、未統合番号がないか確認する。 ・基礎年金番号記録、裁定原簿、再裁定原義を突合し、再裁定漏れがないかチェックする(基礎年金番号記録と裁定原簿の突合はシステム上すぐ可能なはず)。 ・現在の煩雑な再裁定処理を簡素化すること。 ・マスコミ等を利用し、基本的には現在の年金記録が正しいことを周知する。 ・未統合年金番号のある程度の情報をインターネットに掲示し、統合への機会を促す。	・東京の年金相談室に配属されていたとき、埼玉裁定の受給者が来庁された際、未統合番号の多さに驚いた。恐らく裁定請求書受取時・審査時に氏名索引を行っていなかったと思われる(6年前位のこと)。	・来庁者には旧姓を含め、必ず氏名索引を行っていた(年金相談室配属時に限らず)。 ・基礎年金番号発足時に年金特別便・定期便と同様の書類を通知していればここまで大問題とはならなかったはずである(基礎年金番号通知に添付されたものだけでは、あまりに不完全であった)。
7555	地方庁	その他(社会保険事務所)		適用事業所への取得喪失事務に関する周知や、厚生年金・国民年金届書の永年保存。	問題である認識は記録問題の平成19年の公表以降	記録調査や統合処理が早急に行われるよう業務に努め、被保険者や受給者に対し番号の取り扱い経緯の説明に努めた。 基礎年金番号施行時に手帳番号の統合の必要性に対する認識の低さ、対応のなさが反省点。
7556	地方庁	その他(社会保険事務所)		地道に照合を行う。	テレビなどで報道されるよう日なったころ。	お客様の申し出を十分聞き取り、ひとつひとつ調査を行う。
7557	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません	特別な方策は思い浮かびません。今までどおり地道に調査を行うしかないと考えます。	・これほど大きな問題になるとは思いませんでした。 ・平成18年頃	・最初は記録は正しいものだから消えたりはしないものだと思いながら対応していたような気がしますが、問題が大きくなりこれを重く受け止め、被保険者、受給者の側にたって調査を行うよう心がけました。 ・記録に対する意識の甘さとか記録を確認する際のチェックの仕方などに問題があったのではないかと考えます。
7558	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	なし	近い将来のなかで徐々に解決するものと簡単に考えていました。ただ、オンライン記録に統合帳の記録があまりにも多く漏れ、誤りがあるとは思いませんでした。 いつの頃かは定かではありませんが、宙に浮いた年金について厚年・国年加入の際、新規に手帳記号番号が払出しされる場合、オンライン画面に疑重複のメッセージがあり、問い合わせをしても回答がもらえなかった(問い合わせをすると処理を早くしろと叱責された)ことが多々あり気に	なるべく事業主・被保険者と接触し、重複払出しを防ぐよう努力しましたが、事務処理の遅延化を考えると処理せざるをえなかった状況がある。 どこまでの接触努力が妥当なのか、事務処理の滞留化はどこまでが許されるのか(許されはしませんけど)不明であり、自問自答することがあります。
7559	地方庁	その他(社会保険事務局)			その人の生活にも関わることであり、日本全体としての早急に取り組むべき重大な問題として認識していた。 問題の存在を知ったのは、平成19年～20年頃。	とにかくお客様一人一人の記録を早く確定させ、納得していただけるように対応した。
7560	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	記録を洗い出す。 しかし、死亡者の記録等一部照会を行っても、判明が困難な事例があるので、そのような記録については、洗い出しを行わない。	発覚するまでこのような問題があることを知らなかった。 マスコミ報道で初めて知った。	社会保険事務所支援を行うなど、年金記録問題解決に向けて少しでも役立てるよう努力を行ってきた。 過去のミスの積み重ねにより、このような問題が発生してしまったため、事務処理ミスについてチェックできる体制を構築していなかったことが反省点として挙げられる。
7561	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	具体的な方策は思いつきませんが、丁寧な対応でお客様の話を聞いて対応していくしかないと思います。	全職員が問題意識を共有して年金受給者や被保険者のためになるよう取り組んでいかなければならない問題であると認識しています。 未統合の記録があることは13年ほど前に期間照会の業務に携わった際に知りました。	お客様の話をゆっくり丁寧に聞き、出来る限り親切に対応しするように心がけました。 社会保険庁の立場をマスコミなどにもっと訴えても良かったのではないかと思います。結果的に全ての問題の諸悪の根源は社会保険庁にあるような報道がされたため、どんなに丁寧にお客様に説明しても理解してもらえないケースが多々ありました。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7562	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない	問題解決に向けて現在行っている作業を地道に行っていくことが大切	問題が明るみになるまでは認識していなかった。	以前は裁定請求時に記録を整理すればよいという考えがあったため、多くの記録が長年整理されてこなかったと思う。 また、昔の台帳や記録処理方法を見る限りでは、物理的に大量の情報を長期間にわたり適正に管理すべきだという意識とその仕組みが明らかに欠けていたように思われる。 現在では認識もかわり、対策がとられているのであとはいかに続けていくかだと思う。
7563	本庁	その他(本庁)	適用・給付業務について未経験のため、思い当たりません。		東京から氏名登録依頼がくるまで、名無しの番号が存在することは知りませんでした。 なぜ番号に名前が登録されていないのか驚くとともに、大変な事態になると	ルーチン業務(滞納処分)に支障のない、超過勤務・休日出勤で対応しました。 このような社会問題化する前に少しずつでも解決できたはずである。 当該問題により、国民の皆様に心配をおかけしたこと、たくさんの若い同僚を失ったこと、政局の原因になったことについて残念に思います。
7564	地方庁	その他(社会保険事務所)	マイクロフィルム、払出簿、還付リスト等 記録を探る上で必要な書類が残っていないことが多い点。	現時点においては、方策のとりようがない。 しいていえば、マイクロフィルム、払出簿、還付リスト それぞれにおいて、再度、各被保険者について調査を行えばよいと考える。	①紙の台帳による記録から電子化された記録に移行する際に、 きちんと記録が移行していない場合が多かったので、 しっかりと調査をすべき問題だと認識し、取り組んできた。 ②社会保険事務所に配属された後。 (採用、配属されたのが、平成20年4月)	①ねんきん特別便による被保険者からの記録照会に対し、 紙の台帳の記録で、自分の確認できる範囲で確認を行い、 被保険者からの照会の回答を積極的に作成した。 ②紙の台帳による記録から電子化された記録に移行する際に、 きちんと確認をしなかった点。 早い段階で、ねんきん特別便のような 被保険者自身に記録確認をさせるような取り組みを行わなかった点。
7565	地方庁	その他(社会保険事務局)	滞納事業所の事業主について、保険料を納付していないにもかかわらず、年金の給付額に反映してしまうという事。また、会社を立ち上げては潰しを繰り返し保険料を全く納付せずに受給期間を満たしてしまうケースや、傷病手当金を受給しているケースもあるという事。	記録問題の解決には、日本年金機構の職員と国民の皆様との双方向のアプローチが無ければ解決しない問題であるので、引き続き積極的に広報を行っていく事。また、記録の照合作業に熟練の職員や、可能な限り当時この問題が起こった業務に携わっていた職員を集め業務にあたらせる事。	広報の不足と問題を後回しにするという無責任な体質があったのではないかという事。ただし、今だから問題点として認識できる事と、当時では違う事もあるという事を考慮しなければいけないという事。 問題が存在する事を知ったのは入庁して一年半位たった頃だと思います。	私が入庁する前に起こった問題とはいえ、その問題を解決できるのは現職しかいないし、組織の一員として責任を持って業務に取り組むのは当然であるという事。 広報をより積極的に行っていくべきであったという事、問題を後回しにせず自分の仕事は自分で終わらせるという責任感が欠如していたという事、行政の透明性の確保、説明責任を果たし、窓口を広げる事が問題解決の近道であったという事。一番の問題は、民間で勤めている方や世間一般の常識と職員の常識があまりにも乖離している事に気づかず、閉鎖的な環境、考えで業務
7566	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になしですが、マスコミの報道の仕方に違和感を感じました。 「消えた年金問題」と報じられていましたが、旧姓を訂正してない記録や、生年月日の相違、フリガナの間違い、等で記録はしっかりとあるのに、未統合のために置き去りにされた記録を消えたなどと表現するのは不適切だと感じました。	特になし	平成14年度に年金相談コーナーにいた時に、基礎年金番号以外の手番をもっている方が非常にが多いのに驚きました。 記録は正しくても、氏名相違、生年月日相違のために、未統合になっているもの、保険料納付済み期間が消失しているもの、標準報酬月額が違って表記されているもの、と種類はさまざまですが、昔は紙台帳だったので、ミスが出たのはしかたがないことだったかもしれませんが、もっとミスの出ないきちんとした方法を制度を作るときに考えるべきだったと思います。	窓口に出た時や任意加入の書類審査時に、必ず氏名検索をして、手番が無いか確認をし、見つけた場合は205号をお客様から受けます。 基礎年金番号が出来たときに、手番がたくさん存在していたのはわかっていたはずなので、そのときにもっと真剣に未統合の記録を突号すべきだったのではないかと思います。
7567	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現在の方針通り、記録を示し確認していただく。 お年寄り等には、わかりやすく説明する。	窓口対応等忙しかったですが、記録が見つかって喜んで帰られるお客様を見ると、心が晴れやかな気持ちになった反面、今までの年金記録の管理及び被保険者への広報等に対し心が痛みました。	わかりやすく説明をすることを心がけました。 また、反省点としては、止むを得ないことも分かっておりますが、年金特別便等送付することを先行したため、取扱等が後手後手に回ったことが反省点と考えます
7568	地方庁	その他(社会保険事務所)	H9年基礎年金番号導入を試みたが失敗に終わったこと。	過去だけでなく今現在もだが、誠心誠意、時間をかけてでも一件一件対応し、一人一人解決する。それしか道はないと思う。いつまでとかではなくいつまでも、その時その時しっかりと対応していくしかないと考える。 近道なんてないし、狙うと失敗するのが関の山。	H15年入社時、年金請求時に年金相談にて職歴確認をし、統合処理をすると、適用課所属時代に教わった。入社したての右も左もわからない私には、そういう仕事だとしか理解できませんでした。	過去だけでなく今現在もだが、誠心誠意、時間をかけてでも一件一件対応し、一人一人解決する。それしか道はないと思う。いつまでとかではなくいつまでも、その時その時しっかりと対応していくしかない。 今から考えると、H9年の時、返事回答のなかったものに対し、現在の特別便のように何度も被保険者にアクセスしなかったことが原因と考える。予算の都合なのか、そういう時代じゃなかったはわからないが、社会保険庁のみで対応できるレベルの問題だったのだろうか。政治的決断が必需だったのではないかとも考えざるを得ない。これは親から聞いた話だが、H9年当時、まわりでも嫌しあってきちんと回答している人は、回答している。回答しなかった人が問題になっていると
7569	地方庁	その他(社会保険事務所)	一般的に報道されている以外はありません。	今までどおり、ねんきん特別便・定期便において年金受給者の方や被保険者の方からの照会内容をもとに、ひとつひとつ丁寧に紙台帳との突合を行ない、収録漏れの記録がないか確認する事が大事と思います。	平成9年1月に基礎年金番号が導入されて以後、2つ以上の年金番号をお持ちの方が判明した場合は、基礎年金番号への統合処理を行なっていましたが、平成19年初ごろ5，000万件の記録が未統合であることが報じられ、その数の多さを知りました。 年金記録については、年金受給で最も重要な事なので、記録が正しいものでないと、正しい受給はできない。年金記録を正確に管理・運営することができないなれば、年金制度の存続にかかる大きな問題になると思います。	船員保険の担当ですが、照会元に本人様の記録がないか紙台帳をひとつひとつ索引をしています。 年金制度が始まった当時コンピュータもない時代に、紙台帳で多くの方の一生の記録を管理することに無理があったと思います。記録を管理する上では、担当の人員と予算が必要であった思います。
7570	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	特にありません。	5000万件の未統合があるとは、思ってもいなかった。 新聞報道等で初めて知った。	最初にねんきん特別便を送付されたとき、受給者原簿からの記録提供や共済記録(未整備)や会社名が整備されてない記録(020111等の未整備)など、わかりずらい内容等(喪失日と退職日の違い)を送付したため事務所へ来客が殺到(パニック状態)したことなど。 記録を送付することが第一で、対応についての対策(窓口対応から回答対策)が十分練られてなかった。 そのようなことが今後起こらないよう対策を練ればいいと思います。
7571	地方庁	その他(社会保険事務所)	社会保険は、届出主義とされていたため、届出された内容が正しいか総合調査等で確認する必要がありますが、全事業を調査する、人も時間もないのが現状であったため、採用された日と社会保険加入日が相違するとか、月額報酬が相違するといったことも今後出てくるのではないでしょうか。 また、マニュアルが厳しすぎるという弊害もあります。現在では2ヶ月以上遡及した場合の届出には出勤簿の写し等の添付が必要であるが、零細企業では、そういった帳簿をそろえていないところも多く、現に、もう事業していないが出勤簿や賃金台帳等がないため届出できずに厚生年金に加入したままの方もいますが、社会保険事務所としてはどうすることも出来ない現状です。	厚生年金について言えば、対象が広すぎると思います。事業所の規模によっては、強制加入ではなく任意加入とし、厚生年金に加入していると老後の給付が厚く、就職先を選ぶ際のスティタスとなる誰もが加入したいと思うような制度にしていけば、虚偽の届出も少なくなると考えます。 今のままの取扱いとするならば、総合調査等の調査活動を充実させなければならないと思いますが、人員はまったく足りないと思います。事務所にいる職員からすると、業務量に対する必要人員の算出が適正ではないと感じます。	年金の莫大な記録を管理するには、人もお金も足りないと思っていましたが、いわゆる、宙に浮いた年金記録については、本人が年金請求するときに確認しながら解決していくものと言われていましたので、そう思っていました。 また、基礎年金番号導入時に手番がないか各個人に照会しましたが、回答がなかった方が多く、社会保険事務所では大変困っていたのが現実でした。	現場では、業務量が多く特にその問題に対して対策を講じる余裕はありませんでした。 以前から、一生懸命に業務に取り組んでいた職員ほど、宙に浮いた記録を完全になくすことは、技術的にも盛的にも、不可能だと考えるのが一般的だと思います。 通常の業務に取り組むことで精一杯であり、また、寄せ集めた人員で解決できるような簡単な問題ではありません。現場を知らない方は、ここのところを理解してもらえないので困ります。 また、今のやり方が全く悪いわけではありませんが、矢継ぎ早に作業を指示され、完全に解決しないまま進んでいると思われます。そして、それがトラブルを発生させ、更に作業が遅れる原因になっているのが現状です。 ひとつひとつコツコツと解決していく方法しかありません。まずは、特別便に係る作業を十分に終えて、定期便の送付や、改ざん記録の問題等に取り組むべきだったのではないでしょうか。
7572	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在までも行っていることと思いますが、年金手帳の払出簿・被保険者台帳とオンライン記録を突合せし、漏れている記録や誤っている記録がないか確認するという方法をとるとよいと考えます。人の手作業で、とても時間もかかり大変な作業となりますので、他によい方法があったらと思いますが、現時点では考えつきませんでした。	現在、この年金記録問題は国民への不安や国民からの信頼をそこねる大変な問題と思います。	当時のことはよくわからないのですが、年金記録を紙台帳からオンライン記録へ収録する際に、記録を正確・確実に行われていればと思います。
7573	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	様々な事例がありますので、一様な解決方法はないと思います。率直に申し上げれば、社会保険制度に対する理解、認識が、職員のみならず国民全体にまだまだ浸透していない部分が多分にあるからではないかと思います。直接、現場に勤務し、記録整備等の業務にかかわる者としましては、日々において、可能なかぎりの努力をしておりますが、記録整備にかかる作業しかり、多方面のご指摘をいただいておりますので、何分にも多くの時間を必要とします。自らに対し、その責務を忠実に果たすことを課し、問題解決に向けた糸口が見つかればと思います。	いつの時代にも、様々な事件や諸問題は起こります。ひとごとでなく、自分自身がその現場に直面しています。不正、疑問と思える事柄にすばやく対応する習慣を、初心にかえって追求したいと思います。	ひとつの糸ですべてが繋がるのであれば簡単です。多くの難しい絡みが存在するのも事実です。端的にいえば、社会保険制度の歴史そのものの一面と考えています。
7574	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	基本的には、5000万件の未統合記録については、現在のような形でしか、できないのではないかと思います。定期便等を継続していくことが重要だとおもいます。 また、外付けの記録訂正事跡管理システムではなく、WM上で未統合手番で本人のものと思われる記録だけど、そうではないと回答した方の事跡登録ができるようにしていただきたい。	平成19年に問題となったときに、問題として認識しました。	お客様が納得するような形で、できるだけ記録を探すようにしました。 定期的に記録の通知をしなかったのが、反省点ではないかと思います。 国民年金は市町村が担当しているものですから、市町村が隠してしまえば、社保でもわからなくなるものですから、本人への通知しか判明しないと思います。 また、厚生年金も事業主が従業員へ標準報酬等を通知することになっているはずですが、そこも、事業主にまかせっきりになっているので、従業員が分からない部分がでてくると思います。 名寄せも平成9年からやっていたかと思いますが、回答率も悪いように感じてましたし、結局、今回のマスコミ報道で記録の確認にいたるといった前にもしていたのに、という言い分が通じない形で、周知をもっと徹底的にしていたらこうならなかったのではないかと思います。
7575	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	解決に近道は無いと思いますが、特別便・定期便等のフォローをしっかりとする。特に、本人が単純に忘れている為に、漏れ無しとなっている方等に対して 1件ずつ丁寧に電話をして確認することが大切だと考えます。 今後、受給者あてに送付する予定の定期便については、記録問題を解決する為の最後のチャンスと考え、工夫するようお願いします。	私自身、この問題が起こるまで、コンピューターに収録されている年金記録が、ほぼ正確なものと信じて、被保険者・受給者に対応してきました。この問題を認識するようになったのは、国会や新聞・テレビで報道されるようになってからです。 また、年金記録問題は、年金制度に対する不安や不信を増長させ、実施庁の信頼を大きく失墜させてしまったと認識しています。	信頼回復の為に、また受給者・被保険者の為に、自分にできることは、この問題頑張ってきたつもりです。 また、問題を何十年も先送りしてきた為、本人死亡や記憶が不確かになり記録確認作業が難しくなったと考えます。新組織以降は、年金定期便で毎年 確認しますが、持ち主不明の年金番号件数を増やさないよう組織としてチェックしていくことが必要と考えます。
7576	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金は60歳まで強制加入であるが、離職後再就職までの間、国民年金の加入手続きをされていなかった方が結構多いように思う。現在は職権適用の対応をとっているが、昔はそうではなかった。したがって結果的に後で適用もれがわかった時に遡って国民年金の資格をとっても、二年以上前の期間については、保険料請求できないために結果的に未納となってしまう。しかし本人は保険料請求が来ないため、未納となった認識がないケースが多い。年金記録を見直した時に初めて未納に気づかれ、納付したはずと主張されるケースが非常に多く、いわゆる「消えた年金」と混同され、誤解を生んでいるように思う。	年金記録の整理には常に確認作業を伴い、ご本人様は勿論、場合によってはそのご家族の方の協力も必要となってくるケースも多い。年金特別便・定期便等においてまだご自身の年金記録をきちんと見直しされていない方について、いかに接触し、フォローしていくかが大切であると考える。	基礎年金番号に統合されていない記録(手番)が相当数あるであろうことは認識していたが、それは現役世代のものがほとんどであろうと思っていた。年金受給者の記録については、受給手続きの時に職歴等すべて確認するはずなので、本人の記録であるにもかかわらず、統合もれのために、年金受給に反映されていない記録がこれほど沢山出てくるとは夢にも思わなかった。持ち主不明の5千万件の記録の話がマスコミで報道された時は半信半疑であったが、その後年金特別便をすべての国民の方に発送し、その回答を得る中で、そういった統合もれの記録が膨大にあることを肌で感じた。	年金特別便をすべての国民の方に送付し、年金記録を見直していただいたことは、とてもよかったと思う。当時毎日のようにたくさんのお客様が来所され、ほぼ全所体制での接客は精神的にも体力的にも非常にきつかったが、誠心誠意をいもって対応させていただいた。新たに判明した記録が年金受給に結びついた方も多数おられ、また記録が正しいとがわかって安心して帰られた方もそれ以上に多数おられた。この問題の一番大きな原因は、一人の被保険者に対して複数の番号を払出ししていた制度上の問題が大きく、平成9年に基礎年金番号を導入し、年金記録の一元化を図ることになった後も、番号の統合が思うように進まなかったこと、記録統合の最後の機会であるはずの年金受給手続きの際にも、職歴等の確認が不足していた為に統合もれの記録が多数発生してしまったことが反省点として挙げられると思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7577	地方庁	その他(社会保険事務所)	問題のある年金記録は昭和30年代以前のものが多いということ。 戦前、戦中の紙台帳を頼りとしている部分が大きいこと。 戦災により消失した台帳があること。 厚生年金記録は事業主から届出され、原則として届出のとおり登録されていること。また、届出内容について、社会保険側からの強制力が税務署や労基署に比べて弱く、事業主を信じざるを得ない部分が大きいこと。 これまでに事務や記録管理を取り扱っていた部署が多岐にわたること(国、都道府県、社会保険出張所、市町村役場など)。これらについては、いつの時期にどこがどのようにかかわっていたのかということ。	丁寧で、国が主体となった広報活動。 時間をかけた丁寧な調査。また、調査を行っても解決不可能である事象の整理や説明、広報(戦災記録など)。 現在は新たな年金問題は発生しにくくなっているという安心を与える広報。同時に事業主や個人からの適切な届けのお願い。 年金定期便の継続(数年に一度のほうが、興味を持って良く内容確認を行なってもらえる気がする)。あわせて、年金制度の意義や精神も広報してほしい。	知ったのは一般報道で騒がれるようになった後。 長年の積み重ねで起こった事象も多く、今となっては解決できない問題も多いと思う。また、相互扶助の精神が伝わらない場面も多い。 事業所に対して、事業主に対する負担は大きいが、事業所におけるメリットは少ないため、あくまで協力要請というかたちにならざるを得ないぶぶんが大きい。社会保険側の責任だけで解決できる問題ではない部分が大きい。	どこに原因があるかということよりも、それによりどのような影響が起こっているのかを考え、どの方向へむけて解決していくべきか、よく考え対応するよう心掛けている。年金問題の当事者であることを意識し、原因を他へ転嫁することなく、事実を伝えるよう心掛けている。 職員であるのに、記録問題を把握できてなく、また、これまでの組織や制度の変遷についても知らないことが多すぎた。採用直後の研修など、もっと多くの時間を割き、法律・制度やその変遷の歴史、あるいは標準の事務処理方法を学ぶ場が必要だと思う(個人レベルで知識を集めることが多すぎた)。
7578	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金保険料の納付案内は、現年度は区市町村、過年度は各都道府県の国民年金担当課で行われていたが、新規加入時に遡って取得届が提出された際に、過年度分の納付案内がされていない時期があると耳にしている。 国民年金保険料の未納期間が存在する方の中には、納付書が送付されていなかったことが原因と考えられる方もいると思われる。 採用前のことなので真相は定かではありませんが・・・。	解決に向けて、専門職化がするのが一番だと思いますが、限られた人員の中では難しいため、OBへの支援を要請することも選択肢のひとつではないでしょうか。。 理由としては、今日の年金記録問題は過去の事務処理が原因と考えられるため。	過去に記録の確認が、ずさんな書類を目にしたときがあり、結果的に今回の問題に繋がったと感じた。 しかしながら、未統合の記録が5000万件もあるとは思わなかった。	もっと、意見交換や改善提案を行える場が増えれば良いのではないでしょうか。個人が認識していても、耳を傾けてくれる機会等がないと、改善は難しいと思います。
7579	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特にありません。	各都道府県によって、かなり量的にも差が生じているので、県単位で処理を行うのではなく、県を越えたオールジャパンで体制整備を図り、処理を行う必要がある。	平成9年の基礎年金番号導入時以降に重複所持者に対しては、最終的に年金の裁定請求時に名寄せ等調査のうえ、記録を統合を行い整理して行くと認識していました。	年金記録問題については、社会保険庁のずさんな処理ばかりがクローズアップされましたが、オンライン導入前の氏名フリガナのない届出書等の問題、それ以外に事業所、被保険者、市町村等にも届出の内容等にも少なからず問題があったように思われます。 いずれにしましても、国民の皆様に対しまして、失墜した信頼を回復すべく職員が一丸となって年記録問題に対して取り組み、業務遂行しなければならないと考えます。
7580	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	年金問題以来今まで行ってきたものの継続。地道に努力していくしかないと思います。	年金問題が明るみにでるまでは、基礎年金番号が導入されて以来統合されていない番号があることは知っていたが、5000万件もあるとは思わなかったし、名前と生年月日ですぐに統合できるものと思っていたので、年金請求時に統合すればよいものと考えていた。しかし年金問題が国会で明るみになり、記録の入力誤りや未入力など国の管理が杜撰なために記録が浮いているものが相当数あることは報道などではじめて知った。国の責任により国民が正しい年金を受け取れないということは弁解の余地がない。可能な限り回復するよう努めなければならないと感じた。	一人ひとり丁寧に対応するよう心掛けた。日々の業務でのチェックが重要と感じた。今処理しているものにミスがあれば将来新たな年金問題につながってしまう。決済に追われてどうしても早く片付けたいと思うあまり見落としてしまっているケースがあると思われる。一人ひとりの記録について慎重にチェックするだけの時間及び人員に余裕が必要。職員の意識、スキルの向上も必要。
7581	地方庁	その他(社会保険事務所)	ございません。	地道な調査作業なくして解決はないと考えます。当たり前ですが、まずはご回答いただいた分の記録調査について調査回答を行なわなければいけません。 今回の11月末までに平成20年度中受付の特別便回答というノルマは非常に苦しかったですが、短期、中期的な目標があったことで事務所職員の結束ができました。あまりに大きいハードルでは逆にモチベーションが下がりますが、今回のノルマ設定は効果があったと思います。 今後機構になることにより、残業や休日出勤が制限され業務が滞ることにつながらないか心配です。	私が採用されたとき基礎年金番号の導入がはじまったばかりでした。 手帳番号として記録はしっかり残っていると思っており年金受給の際にすべて記録が整えば問題ないとの意識は多少なりともあったと思います。10年ほどかけて手書調査の手紙をだしていましたが、今思えば現在行っている特別便等の調査意識に比べれば低いものだったと思います。 再裁定受付の量をみるとそれまでもらい漏れの年金があった皆様についてご迷惑かけていたと思います。 統合されていない手帳番号の件数やコンピュータに収録されていなかった記録が多数あること、報酬月額の改ざんなどは報道されて初めてわかりました。	記録問題が大きくなったときは、電話相談センターの責任者であったこともあり、休日関係無しに朝7時前から夜10時過ぎまで窓口、電話対応に対応していました。とにかく精一杯やっていたのでその時の自分の対応について反省するところはありません。現在も本来業務を持ちながら記録調査チームに加わり効率的な作業のため進捗管理を行っています。 未収録旧台帳のコンピュータ登録や受付簿の管理方法、調査回答票の集約も含めた受付体制が整う前の特別便発送により、被保険者受給者への混乱を増やした結果になったと思います。 また基礎年金番号が導入されてから10年間の取り組みについて、意識が甘くあの時から今の意識で取り組んでいればと、今になって取り返しがつかないのはわかりますが、社会保険庁としてできることがたくさんあったと反省しています。
7582	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。		お客様にとって、大切な記録であり、将来年金として生活を支えていく一部となるものであるので、整理されていない記録があるという状況は、深刻な問題だと思っています。年金給付事務に携わった際に、死亡者の記録かどうかということについてお客様と話をしたときなど、老齢や遺族年金に影響がでることを認識しました。	年金給付の話にはなりますが、新規で手続きを行う際にはお客様の記録の確認に徹底し、将来遡及裁定が行われないよう注意しました。私は経験が浅いので反省点というのはわかりませんが、若いころの記録については、本人も関心がそのときなかったりするので、私たちの管理も大切ですが就業時から本人に記録の確認の機会をつくり(定期便)、漏れや間違いがないよう注意をおこなっていけば良いと思います。
7583	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		一方的に「社保庁の責任」といわれますが、自分自身の職歴について記憶が定かでないというのも、記録の持ち主が判明しない要因のひとつであります。 その意味では、平成7年頃に事務所間の厚生年金保険期間照会担当をしていた時に、その問題をはじめて目の当たりにしました。 そこでは、本人の申し立てが「事業所の名前・勤務期間・勤務場所も正確に覚えておらず、勤め先の俗称しか知らない」というものでした。何らかの手がかりもなく、「自分が忘れてしまったので、私の記憶を作ってもらいたい」とのコメント…結局記録は判明しませんでした。 更に、事業所での得喪届等も間違った解釈で出されていたり、最悪の場合提出が無かったりというのも問題であると考えます。一例としては、 ①試用期間中については、厚生年金の加入ができないと解釈されている。 ②アルバイト・パートタイマーは、常用的な雇用関係であっても厚生年金への加入ができないと解釈されている。 また、その問題をマスコミ諸氏が「改ざん行為」との一点張りで視聴者・読者に不安感を与え、問題の本質に一切触れないことも問題であると考えます。	前者については、氏名索引などで判明した記録についても思い出せない場合、記録にたどり着けるようなヒント(工場に勤めたことは無かったか、等)をできるだけ多く話し、職歴を思い出していただくよう対処していますが、なかなか思い出せずに終わっているのが現状です。 後者については、適用課(北海道では業務課と称します)において行われる標準報酬適正化調査等で出勤簿・賃金台帳等の確認を徹底して行い、正しい届出の励行をしてきた経験があります。 今は適用課担当の業務に携わっていませんが、19・20年度に標準報酬適正化調査どころでなかったような雰囲気が、あったのではないかと思われます。 関係ない話かもしれませんが、今の年金制度は複雑で難解なものが多く、住民の理解はなかなか得られないのが現状です。手続きは面倒臭い、専門用語が多く羅列されていて何のことかわからない等、多く寄せられています。 年金制度そのものが難解になったことも、住民を遠ざけた原因のひとつと言えるのでないかと思います。
7584	地方庁	その他(社会保険事務局)		名古屋市で実施されたような、被保険者情報の提供を、市町村だけでなくあらゆる方面からいただき、特別便未回答者等へ活用していく。	以前は、基礎年金番号に未統合の年金記録については、年金請求時等に大方が統合されるので、大きな問題ではないと、甘い認識でした。 実際に約5000万件の件数と、現年金受給者の記録がこんなにも統合されていないとは思いませんでした。 また、この職場に入って(15年前)すぐに、厚生年金の期間の調査担当になり、手書きの何十年も前の台帳を見る作業を経験しました。その時に今の問題が存在することを認識しました。	厚生年金の期間調査の担当だった時には、申出されたお客様の記録確認を丁寧に根気負けしないよう行なったつもりです。 問題として認識していた事(持ち主不明の記録が多いこと)を、最初から解決できる事ではないと思っていた事と、「申出があった記録を探す」のではなく、「この記録はどなたの記録なのか」という考えを持つべきだったと反省します。 ここ数年間だけでも、多数の持ち主不明の記録が見つかった事で、「この作業を何年も前から行なっていれば・・」と思います。
7585	地方庁	その他(社会保険事務局)	特別なことは知らないと思う。	最終的には報道にもあるように、被保険者の証言を信用して年金記録を認めるしかないと思う。ただその際は、第3者の機関に申し出て、虚偽の申告が発覚した際には、きちんとした罰則規定を設ける必要があると思う。	すぐに解決出来るような問題ではないと感じた。これまで何十年も積み上げてきたものだけに気の長くなるような問題と思った。このような問題を知ったのも報道されるようになった18～19年くらいだったと思う。	今後の記録を1つ1つ丁寧に処理をしていくことが大事だと痛感した。年金記録は老後の生活元になるので、銀行のように被保険者のお金を預かっているという意識が必要であり、そういった意味で緊張感が足りなかったのではないだろうか。
7586	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	旧台帳・旧々台帳における読み不明・本人との特定不能なものは時間をかけても、人手をかけても記録を特定することは不可能です。 何れかの時点で解明することを断念することが必要と思われます。 個人情報のこともありますが、事務所で調べた記録については疑いをもたれているかたもいますので、記録が判明しない方については、閲覧していただく方法もあるかと思います。	平成9年の基礎年金番号導入時に、通知を出した方には、二つ以上年金番号をお持ちの方は連絡・届書提出をお願いしていたところですので、(以前から厚年の重複は届出をいただいていたところですがあまり関心・理解がなかったようです)今現在、記録が漏れていると言われているのは、少し違うと思っています。統合されていない記録が大部分であれば、そのように報道の仕方を変えていればよかったのではないかと思っています。 記録問題とはどのことを言っているのか分かり兼ねるところがあります。 消えた年金と言われている記録のことであれば、それは統合が漏れていることであると思います。氏名・生年月日の違いであれば、入力時の間違いが大多数と思われ、それは、当時の方法に問題があったのでしょうか。地方にいて業務処理をしていた者にとっては指示されたとおりに処理・進達をしていたものです。 二つ以上番号をもっていると将来ひとつにしなければならない、また、分からない番号は探してひとつにしなければならないとの認識はもっていましたが、問題として存在しているのだ知ったのは報道等によります。	お客様には丁寧に事実を説明し、陳謝するのみです。 日本国民にとって年金が必要不可決なものであれば、当然ながら、皆様にも年金の知識をもっていただきたいと考えています。知らないがための不利益は皆様にとっても良くないことと思います。過去に年金をかけて、かけていたことさえ分からないのは政府の広報の不足と思われます。今でも年金にたいする知識は十分でなく、事務所にはお客様に年金の知識をもっていただくためのパンフレットさえ不十分です。正しい年金の知識と理解があればトラブルも少なくなると思われ、それにより来客・電話による照会も少なくなり、結果人員も削減していけるかと思います。 現在はテレビも普及しており、年金のテレビ番組を持っても良いのではないでしょうか。(パソコンによる広報も可)ドラマ形式にでもしていただき年金の基礎知識・報酬の決定の仕方、届書の書き方等々日々お客様からいただいている質問はこの情報により解決していただければと思います。
7587	地方庁	その他(社会保険事務所)	今年3月からの勤務なので、世間一般に知られている問題以上のことはよくわからない。	記録問題が起きた以上、どのような理由にせよ、記録問題を引き継ぐ機構が責任をもって対応していくより他はないです。新しい人材を、記録問題解決の業務に配分し、現在の解決スピードを早めていくのは必須ですが、専門の課だけでなく、各職員にも、一月にノルマ何件というふうに、処理件数を割り振っていけば、全体で一万人くらいいるので、解決のスピードを速められるのではないかと思います。また私としては、過去の記録管理の仕組みについて、わからないことが多いので、研修などで詳しく教えていただければありがたいです。(一般的なことではなく、例えば県ごとの慣習など独自なものがあると聞いたので)	年金記録問題＝社会保険庁における記録管理不足により発生したものととらえるのが世間一般的だと思われますが、実際に業務などでその内実について知る限りでは、事業所からの届出誤りや控除額間違い、被保険者の認識不足により発生しているものもあり、過剰に社会保険庁批判のみをされている部分も多い印象です。ただこれまで発生してしまった問題については、どのような理由にせよ、記録問題を引き継ぐ機構が、誠心誠意被保険者へのご理解を求め、ひとつづつの案件に対応していくしかないと思います。私自身、年金記録問題が存在することを知ったのは、報道があってからですが、自分の年金記録が間違っているわけでもないので、聞心は薄かったです。	窓口や電話で過去記録の問い合わせがある場合は、被保険者へできる限り誠実に対応するが、現実上、今の制度では要望に応えられない部分、解決までの時間が非常にかかる部分も多いことから、ご理解をいただくようお願いする。また自分の知識、認識不足で、正しい対応ができないこともあったので、過去の年金制度についても理解を深めるように努めたい。また全体の反省点としては考えられるのは、新しい人材への記録管理問題の継承が不足していると思われることです。新しく入った人がひとつづつ業務をしながら覚えていくということだけでなく、全体としての詳細なマニュアルなども作って理解のスピードを組織全体で速めていく必要があると思います。(マニュアルらしきものは、研修時にはじめていいただいたのが現状です。)
7588	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	平成15年頃、年金給付課にて裁定請求の審査をしている際、本人が覚えていない、手帳番号記録があることがわかり、特定させないといけないと思い、休み時間を削ってでも、調査をした。	氏名索引を可能性のある読み方、また生年月日をずらした日で検索し、可能性のある記録を本人に確認した。 ただし、調査には時間を要し、裁定処理件数等にはノルマが課せられており、通常の審査ではそこまで厳密な調査をしていない人が多かった。 根本的なところで、平成9年の基礎年金番号導入時に、年金番号統合のため、記録確認を徹底すべきであった。 また、年金請求時に他年金番号を統合すればよいという発想が、怠慢だったと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7589	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録問題が発生してから多くの情報が発信されましたので、特に新聞、テレビ等で上げられる問題以上の情報はわかりません。	現在のオンラインデータに不備や誤りも多くあるため、カセット記録の収録や紙台帳とオンラインデータの突合等を早急に行い、これで当方が管理している正確なデータを全受給者、被保険者に送付すべきだと思います。また、共済組合の加入情報や、年金額に影響がある旧例共済等のデータも収録したほうがいいのではないでしょうか。(具体的いつからいつまで加入していたか)	初めて現場業務(年金給付課)についたときは、60歳の年金裁定時に記録確認を行うのでその時点までに整備すればよいと思っていました。また、業務課にいたときは、直接期間照会業務には携わっていませんでしたが、基礎年金番号に統合されていない手番記録を減らすためにもっと積極的に通知すればよいのにと思っていました。	頭の中では通知したほうがいいと思っていても、それを実行に移す(上司に提案する)ことができませんでした。 過去記録の勤奨するペースがあまりにも遅すぎ、基礎年金番号を設定されてから10年以上経過したのに多くの手番記録が残ったままになってしまった点、被保険者、受給者からの申出があってから対応するという受け身の姿勢、そして、紙台帳からオンラインに収録したときに正確さが欠けていた点。それは、個々の保険料の納付実績を積み重ねて年金額を決定するという当たり前の考えが欠如していたからではないでしょうか。
7590	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られているかは分からないが、社会保険事務所に保管してある紙台帳で、災害等により劣化し判読不能になった台帳が存在し、確認不能となった記録が存在する。	・現在の特別便や定期便は見方が解らないという意見を数多く受けています。 特別便の封を開けた瞬間にびっしり文字が書かれていて、見る気もしない。結果、一度も確認することなく、未だ未回答者が何千万人もいます。まず、誰が見ても分かるようにフローチャート式に確認や回答ができるように分かりやすく簡潔にしたり、もっと定期便専用ダイヤルで応対している人のスキルアップをお願いしたいと思います。 ・紙台帳とオンラインシステムの突合を早急に行う。	当初は、本人が年金請求の際に記録確認を行うから問題ないと思っていましたが、実際に窓口で話を聞くと何十年も前に勤めた会社(中には十数社勤めたうちの1ヶ月の記録など)や国民年金の納付した記録を、今更思い出せないとお話や、当時、年金請求の際に応対した職員は、何も言ってくれなかった(調べてくれなかった)という声を数多くききます。そういったお客様の声を聞いているといかに自分も含め、数多くの職員の認識が甘かったと思います。記録問題については、基礎年金番号が出来た平成9年1月に、未統合の手番がかなりあるとは思っていましたが、5千万件という膨大な数があると知ったのは、新聞報道で知りました。	適用で仕事をしていた時は、基礎年金番号新記入の取得届が出てきた時は、疑重複者が出ないよう事業所に職歴をきちんと確認をしていましたが、やはり、平成9年1月に基礎年金番号通知書を送付した時にもっと分かりやすく説明や確認を行うべきだったと思います。
7591	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に有りません。	現在とっている方法により、被保険者・年金受給者の方々に、加入記録・納付記録を送付のうえ、漏れ・間違いの有無を確認してもらうよう、協力いただくことが、間違いのない方法と考えます。	年金制度全体の信用を失墜する、重大な問題と考えました。このような問題を具体的に知ることになったのは、テレビ・新聞報道によるところです。	年金特別便・定期便にて、漏れや間違いがあると来所されたお客様の説明を一つ一つ丁寧に聞き取り、複雑な年金制度を、わかり易く説明していくことが、重要と考えました。 現時点の反省点としては、生意気なようですが、組織全体として年金記録(納付記録)の管理を軽視していたと考えます。予定通りであれば、来年以降も、直近1年間の年金記録を定期便として被保険者の方々に送付することになっていますので、被保険者の方々に毎年一度、自分の記録を確認にてもらうよう、広く広報していくことが、重要と考えます。
7592	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていない問題については知りません。	職員全員が、記録整備に関する知識を向上させていくことが必要と考えます。 また、今後の事務処理についても適正に行われるよう徹底する。そして、お客様の大切な記録を、お預かりしているという意識を高める。	年金記録は適正に管理されていると思っていました。少なくとも年金の裁定請求の際には、年金加入履歴を確認・統合し、完結していると考えていました。国会やマスコミで取り上げられてから問題を知り、ずさんな管理体制によるものであると感じました。	お客様にお詫びし、誠意をもって相談を受けようと思いました。そのためには記録整備に関する知識を得るよう努力しました。 反省点 ・年金の裁定請求時の職歴・旧姓などの確認もれ ・職員の研修が少ない ・業務の引継ぎもれ (過去にどのような管理をしていたかなど) ・大切な記録を管理しているという意識の低さ
7593	地方庁	その他(社会保険事務所)	3号期間中に厚生年金記録が新たに判明した場合、厚生年金喪失後の期間について受給権者の場合は特例措置ができたが、現役加入者の場合は3号特例手続が必要である。 しかしながら、当時配偶者が健康保険組合であって既に解散しているうえ、所得証明や源泉徴収票の取得もできないため3号特例が認められないケースがある。 特別便でも3号期間も含め本人の記録であるとお知らせしてきたにもかかわらず、記録判明により将来の年金が減額となるだけでなく受給権も発生しなくなるケースもでてくると思います。 ついては、現役加入者でも厚生年金記録が判明したために3号特例手続が必要となる者に限定して認定基準を緩和することはできないでしょうか。	市町村の住所記録等の情報提供の協力を依頼し、いくつかの条件を満たせば統合可能とすることはできなしか。(特に本人死亡もしくは認知症等の場合、確認が難しい。)	基礎年金番号に統合されていない手番があることは知っていたが、今回問題となるまでこんなにあるとは認識していなかった。	直接は関係ないですが、記録を整備した過程(事務所、入力日等)が細かく残るようにしていただきたいと思います。 国民年金では本人とのやり取りの事跡も全て残るようにしていただければその当時の状況も確認できると思います。
7594	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	台帳を目視するのには限界もあり精度が高くないので、データー化し機械上にて申出内容と突合させる。	個人の生活に関わる死活問題であり、制度への信用・信頼が低下する事により納付離れが進み年金制度の根幹に関わる重大な問題と認識していた。 この問題は、2005年頃に知りました。	取得時に年金番号が不明な場合、20歳以上の方であれば即座に新規付番せず本人への確認を徹底して行い、極力複数の番号を払い出さない様にした。 また、記録照会時には時間をかけお客様の立場に立ち、記憶を手繰りながら解消にむけ対応した。 反省点としては、 ①制度毎の番号払出 ②機械化時の処理の正確性 ③システムの脆弱性 ④年金受給者・加入者への立場に立った制度設計・転換期時の対応
7595	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	人員の増強、研修体制の強化	テレビの報道等で初めて知りました	反省点としては基礎年金番号導入での準備不足が大きいと思います。 基礎年金番号導入で現在対応している問題のケースが考えられたわけですしイレギュラーなケースを考えてそれに対応し、導入を行っていれば多少なりとも現在よりは件数が少なくなったと
7596	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	国民の皆様にこれまでの記録を確認してもらい、今後はきめ細かく情報を提供していくことだと思います。たとえば標準報酬月額について、被保険者にどのように知らせていくかだと思います(事業所まかせでいいのか)。	年金記録を確認していただくことは勿論ですが、この機会に年金制度をより理解していただき、信頼を回復することが重要だと思っています。 平成2年頃の相談時に、ご自身の記録に納得されない方がいるときは、回答しつつも不安でした。 また、平成9年1月の基礎年金番号制度になったときに、基礎年金番号通知書に文書も同封していましたが、手番統合がうまくいくのかと思いました。年金請求時まで待っていいものかと。	相談にこられた方には、手番統合をもれなく行うよう努めていました。 年金記録問題については、だれもが多かれ少なかれ問題意識を持っていたと思いますが、現場から上にあげるシステになっておらず、聞き入れようとする体制にもなっていなかったからだと思います。
7597	地方庁	その他(社会保険事務局)	1. 事業所名称に関して ・現在、本人に職歴確認をして、手帳記号番号の確定をおこなっている。 ・事業所が社会保険に届けている事業所名称(例えば××商店)が、本人が記憶している事業所名称(例えば△△ストアー)といったことで、必ずしも一致しないケースがあるのではないか。 ・行政側の記録管理の仕方が、数字や符号に変換していたということが言われているので、変換の際に誤りがあって、本人が申し出る勤務期間の時期があいまいであったりすると、事業所名称が全く違えば、本当は存在している記録なのに確定できないという事象があるのではないだろう	1. について ・本人は、実際在籍した事業所名しかわからないこともあるだろうから、事業所が社会保険に届けている事業所名のほかに、併せ持っている通称名や雇用している店舗名なども事業所に届出させ、行政側が登録管理する。		
7598	地方庁	社会保険事務所課長級以上	世間一般に知られていない問題ということではないかとは思いますが、現在事業所名簿検索システムを活用した期間調査業務の処理促進が図られているところですが、早急に作られたシステム故の内容の検証が確実に行われているかの不安もあり、また管轄地域以外の記録については、従前に蓄積された個々の事務所の知識でしか記録判明に繋がらないこともありますので、回答を急ぐあまり検索システムによる一義的な確認に頼らず、個々の職員の経験を生かし慎重に対応し新たな問題を作らないように周知徹底すべきと思います。	まずは、各職員、自信と誇りを持ってお客様に対応できるよう、過去の実績を把握すると共に年金制度を含む歴史的事項等知識も研鑽し、お客さんの声なき声も聞くような努力することですが、個々では対応できない部分、お客様より照会のあった事案について、正確に早急に回答できるよう道具立てを拡充すべく、業務センター等で保管されている旧台帳等のデーターを電算化。オンラインシステム等を見直し不具合等の情報を共有化し、また、地方で蓄積された個別の事業所情報をただ、台帳を電算化するにとどまらず情報の更新も容易にするなど有機的に活用できるシステムの構築するなどのハード面も、より多くの声を聞き刷新していくことが重要と考えます。 また、制度に対する誤解などを少なくするよう広報にも誠意を持ってつとめることも重要であると考えます。	採用後すぐに配属された適用係にて、業務センターに進達した記録が不備により統合されない旨の事故リストが送付されてきたので、事務誤りもあるんだなと思ってました。 また、事業所から提出される書類についても氏名や生年月日の記載誤り等も散見し対応に苦慮してました。 そのような、間違いについては本人の記憶や交付された年金手帳をしっかり管理していれば解決するものと思ってました。	送られてきた事故リストについては、同僚より早く確認しようという達成感をもって処理していました。 また、その後、記録を担当する部署に配属されることが少なくなかったですが、記録問題が大きな問題となる少し前ぐらいには、年金相談にも担当するようになっていましたが、その際には、お客様に話を引き出せるよう努力し、期間の空きがあるお客様には、請求後思い出したらすぐに来てください等お声がけをしていました。 現時点で見た反省点については、人は忘れやすく間違えやすいものであると強く危機感を持ち対処しなかったことと思います。
7599	地方庁	その他(社会保険事務局)		地道に照合を進めていくしかない。	かなり昔から生じている問題と認識。 年金記録問題が表面化してから知った。	年金制度が発足した時点からの記録管理に問題がある。 また、紙台帳からコンピュータに記録を移した際、その作業工程がずさんであったと考えられる。
7600	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	事業所において資格取得する場合、履歴書等で届出を行うと思うが、市橋容疑者逮捕時に偽名を使い働いていたと現在においても本人特定の難しくなるような事柄がわかっており、今後資格取得については住民票、戸籍確認や住基ネットなど、自治体、省庁との連携が必要になってくると思う。	平成17年10月1日採用された時には認識をしていませんでした。基番との統合がおこなわれていることはその後認識しましたが、新聞報道などがでるまでこれほど重大であるとは認識できていませんでした。	記録の確認、統合について、ねんきん特別便を通じて未統合手番は窓口、郵送、訪問し確認、統合進めていくよう対応しようとしました。 基番ができた時にわかっていた問題でありながら、いままで手をつけていなかったことが反省点であると考えます。また、偽名、偽生年月日などの事柄についても特別便の文書に取り上げ情報提供を呼びかけるべきであったと考えます。
7601	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	年金問題発生後、全職員にて対応しており、今後も誠意をもって解決していかなければならないと思います。	新聞などのニュース報道があった際、また詳しい内容は職場にて資料などをいただき知りました。	お客様に内容を理解していただき協力いただけるよう誠意をもって対応しました。国民の皆様に年金制度について周知が行きとどかず、年金問題として知っていただくことになってしまたこと。
7602	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	解決するための人員数を増やし、解決のスピードをあげることが必要であると考えます。	以前は、制度によって手帳の記号番号もことなっており、年金記録問題として取り上げられるまでは、認識していませんでした。	本人のものと年金記録が確認できたときには統合するように処理を行いました。基礎年金番号が導入されてかなり改善されたが、住所などにより記録を管理していくことが必要であると考えま
7603	地方庁	社会保険事務所課長級以上			地方は出稼ぎが多く、一つの番号になっていない記録が沢山あって、本人の記録と特定するのが大変だと思っていた。年金給付の仕事についてから。	できるだけ、本人の記録を全部確認し、年金給付に結びつけようと思っていた。 年金給付の仕事をしてた人や相談窓口で対応した人が、どれだけ記録の確認を真剣にやってたかという点もあるし、記録確認を年金受給の際にしていたが、昔の記憶は不確かで思い出せないものがあるので、被保険者には若くて記憶が新しいうちに確認していれば、もっと判明している記録もあったと思う。
7604	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	マイクロ・台帳等記録の突合・調査を徹底的に行ったうえで、それでも本人申し出と記録が相違している場合には、一定の基準を設けた上で救済措置を図る。	平成9年に基礎年金番号制度が導入されて以来、基礎年金番号として収録されていない手番については年金相談・裁定請求時に本人確認を行い記録整備を行っていくと理解していたため特に問題として認識していなかった。このことが大きな問題として認識するようになったのはマスメディアで大きく報道されてから。	裁定請求受付・審査時には別人記録が混在していないか職歴の確認をきちんと行うよう心がけた。 現時点で振り返ってみると、オンライン化を行う際に台帳の記録が正確に収録されているか検証を行うべきだったと思われる。その上で未収録記録等があれば、収録に向けて対応を検討すべ

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7605	地方庁	社会保険事務所長	現在、問題となっている事象以外は知りません。	現在までの状況から、時間が経過すればするほどに、ご本人・ご家族等からの情報が得られ難くなっていることから、国民の皆様に理解を得た上で、一定の期間を設けて、最終確認のご案内を行ってはどうでしょうか。 但し、この場合は、事前に想定される未回答の方・回答不能の方に対する方向を明確にしておかなければならないと考えます。	業務を行っている中で、厚生年金保険においては、年金手帳記号番号を複数所持している方の存在の事実、また、基礎年金番号の導入後においては、未統合の年金手帳記号番号の存在の事実は承知していました。 しかしながら、コンピュータ上の記録管理は確実に行われているという認識から、再就職・年金請求時などの機会を捉え、ご本人からの申し出に基づいた統合・整理が出来ているもの、出来るものと考えていました。 こういったことから、年金記録問題がマスコミ等に取り上げられるまで、未収録記録、誤入力が原因で統合できないものが膨大にあることに正直驚いたところです。	基礎年金番号の導入は、当時としては、今般の年金記録問題の発生の未然防止としては、最良の方策だったと考えます。 しかしながら、その時点では現在のような国民全体への徹底した周知・広報が出来ていなかったように感じますし、その時に取り組みの方向と解決策等の問題点を提起した上で実施していれば、被害者の方が抑えられていたように思います。
7606	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	手帳番号の確認については、名寄せなど可能な限り送付はしていると思うので、提出された書類の早急な対応が大切だと思う。また年金請求時など古い記録や旧姓なども確認をし記憶を喚起するための情報を提供することも必要であると考える。	年金給付課としての立場からすると、年金請求の際、本人から職歴等記録の漏れがないかどうかの確認は以前から行っていたため、ある程度正しい内容で処理されていたという認識である。ただ申し出がなければ積極的な確認の徹底はされてはいなかったともいえる。しかしここまで件数が多かったという認識は特別便の取り扱いが始まってからである。	本人申し出の記録だけではなく、旧姓等可能な限りの確認が必要である。ただ同姓同名者が多数いる場合、慎重に対応しなければいけないと考える。また再裁定処理の時間がかかりすぎており、人員だけではなく、システムの見直しも検討がされるべきである。
7607	本庁	その他(本庁)	なし	不明	年金請求は申請主義のもと仕事をするように上司から指導を受けていた。また法律にも書いてある。年金請求者の申告漏れであると認識している。入庁当時より年金番号統合処理というものがあり、一人の請求者に対し2つ以上番号があることには疑問を感じなかった。年金改ざんについては、そのようなことが行われていることとは知らなかった。マスコミが問題と報道したときに初めて耳にすることばかりでした。	公務員という立場から、公平な目で法律どおりに対応することとしている。民間になればまた、対応が変わってくるのかもしれない。この問題を解決するには法整備をしっかりと作り直すことが必要である。当時は今までの法律、制度でまかり通っており現場で働く者も戸惑うばかりである。組織として上幹部からわかりやすい文章を出して現場で働く職員に周知すべきだと思う。今後は請求者も年金について知識を持ってくれたようなので請求時に資格記録及び納付記録をきちんと整備されると思う。また、年金窓口に委任状を持って他人が請求に来ていたことも問題があるのではないか。後付けの法整備が混乱を招き、年金制度を複雑化し国民にわからないようにしている。今と昔の歴史の差を埋めなければ問題は解決しないということも考えなければならない。
7608	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	具体的な方策はよくわかりませんが、一人一人が不利益を被ることがないように努力していかなければいけないと思います。	基礎年金番号に統合されていない番号の記録がたくさん残っているという問題で、2年半ぐらい前に知りました。	基礎年金番号で管理されている記録を本人宛に送付し、漏れている部分がないか確認してもらったり、本人の手帳番号未統合である可能性が極めて高い場合は、事務所にて統合の手続きを取ってもらうように案内しました。基礎年金番号制度が導入された時点で、もっと積極的に国民全体に対して番号一本化の働きかけをするべきであったと思います。
7609	地方庁	その他(社会保険事務局)	ございません。	現状では、通常業務と並行して行っているが、専門チーム(部署・グループ)を全国分1ヶ所に集中して設けて、冷静かつ慎重・確実に業務のできる環境にして行っていくべきと考えます。	平成9年の基礎年金番号導入後、記録統合がスムースに進んでいない状況でありましたが、記録の統合は長年にわたり同一制度間のケースが多く年金の裁定請求時に本人の記憶・年金手帳の保管・提示により、記録の最終確認をするので問題ないという認識でありました。	業務管理マニュアル・通知文書等に基づいて対応してきた。 反省点として ①基礎年金番号導入時に被保険者の方々ときちんと説明できていなかった。 ②「最終的に年金裁定請求時までに判明・統合すれば良い」という認識であった。 と考えます。
7610	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に思い当たりません。	今、申出のされている照会を、引き続き1件ずつ確実に調査した上で回答を行なうことだと思います。国民の制度への不信感を払拭できてこそ問題の解決だと思います。	オンライン化されずに漏れてしまった記録がどの位あるのかを知りませんでしたので、基礎年金番号制度が発足し、着実に解消されていくものと思っていました。問題の存在は、社会的に取り上げられるようになった平成18年の夏頃だと思います。	確実に1件ずつ資格照会を処理することを心掛けてきました。問題の反省点としては、コンピュータが無い時代の記録をいかに確実にオンライン化していくかということと、国民一人ひとりからの大切なお預かりしているものであるという意識が薄かったことだと思います。
7611	地方庁	その他(社会保険事務局)	新聞や週刊誌が取り上げていた記事が群くて、煩いた。それ以上のことは、わかりません。	年金についての、きめ細かい広報が必要だと思う。根気強く説明するしかないと思う。	平成19年に、<消えた年金問題>がおきてからです。それまでは、一人で複数の手帳を持っている方もありましたが、年金請求時に記録が統合されるものと思っていました。	臨時に設けられた年金問題専用のコールセンターで、何回か、直接対応にあたった。電話が途切れず、これだけの年金への関心を、常日頃から持っていただけるような環境を作っていたら、このような問題にはならなかったのかもしれないと思いました。
7612	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません	記録問題解決を最優先とするなら、通常の業務を圧縮してでも全職員および人員の大幅増による取り組み	正直当初はあまり深刻に考えていませんでした マスコミ等により報道されたとき(平成15年ごろ)	窓口などの対応時に番号を複数保持していないか等照会を心がけた 既受給者への対応があまりできなかった
7613	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません	ありません	平成8年に採用され健康保険課で仕事をしている際、統合されていない手番が存在していることは知っておりましたが、当時は、厚年取得時や裁定請求時に確認することとなっていたかと思います。 平成16年当時、年金給付課で裁定請求書の審査をするようになり、本人かどうか不明な手番が相当数あることがわかりました。	年金記録問題が世間に出る前ではありますが、中堅職員研修時のレポートにおいて、記録の早期統合推進について記載し、提出したことがあります。しかし、その当時は、行政施策として58歳通知を出し、裁定請求時には記録がしっかりしていることを謳っていました。 反省点としては、組織全体として記録の管理に対する意識が不足していたこと、本人に対する確認方法の効率の悪さや届出主義だと思います。
7614	地方庁	その他(社会保険事務所)		1件でも多く早く年金特別便の調査の回答をするために年金制度や年金の調査方法を熟知している人の調査人数を増やすことと日常の多くの相談者に十分対応できるだけの人員が必要です。	wmに表示できる記録がすべてだと思っていたので、表示できていない記録があるとは思いませんでした。問題が騒がれ始めたころ知りました。	年金特別便を発送したばかりのころは社会保険事務所に何百人と来所し、その対応に追われていました。機械化になったときの記録の管理がきちんとされていなかったことが悪かったと思います。基礎年金番号ができて記録の管理ができるようになったと思います。
7615	地方庁	その他(社会保険事務所)	既に問題視されていると思われますが、国民年金の市町村納付時代にテープ検認をしていましたが、その際誤検認扱いとなったものについて、正しく補正されていたのかどうか疑問が残ります。市町村担当者によっては、殆どほったらかし状態のところもありました。市町村では、当時、国民年金行政について重要視していなかったことも原因のひとつと思います。	「ねんきん定期便」等でご本人様に思い出してもらうしかないと思います。	昭和53年採用ですが、採用されて1年位した頃、ある被保険者の厚生年金年金手帳の再発行のとき、手帳も何冊もあり、それぞれの手帳にはそれぞれに、たくさんの会社の履歴が入っているのを見て、「年金を請求するとき職歴をみんな憶えているのか？裁定請求書に書ききれるのか？」と思ったことがありました。また、次々と新規で年金手帳を払いだされたり、生年月日をごまかしたり、偽名を使っていたりする人もいたので、そういう方は、ご本人様の記録がわからなくなるのではないか・・・と思いました。	一職員が、できることはありません。 ご本人様や事業所様に丁寧に説明することくらいしかなかったと思います。 年金制度を創成された方は、日本人は皆、終身雇用で、転職などあまりせず、女性は結婚したら、会社に勤めず、離婚することもなく、また、転居もあまりせず、暮らしていると思い込んでいた思います。また、年金を受け取る頃には、払い込んだ保険料のことなど忘れていると思っていたのでしょう。忘れて請求しなければ、支払わずに済みますから。 住基ネットを利用できるようになった現在では、あまり問題はないかと思います。もっと早く個人識別のできる制度(たとえば、納税者番号制とか)に踏み切るべきだったと思います。何度もそういう制度の導入の法案が廃案になっていたように思います。 政治を司る方にも反省して貰いたいです。 社会保険庁は現場の疑問や、不満に耳を貸さず、法案改正を重ねてきたことにも原因は有ると思います。
7616	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知りません。	特になし。	平成9年に採用になり基礎年金番号に手番に統合する作業のとき、一人でいくつもの番号をもっている方がいて本人の記録が完全に統合できるものか不安を感じたことが、始まりかと思います。はじめは採用されたばかりで、漠然とした認識でしたが何年か仕事をしていくうちに、本当に整理することができるものか将来もらう年金が減ってしまう人がでてくるのではないかということを考えはじめました。 平成19年頃からマスコミ等で大きくとりあげられるようになり、具体的な未統合の件数などを知り非常に深刻な問題であると認識するようになりました。	年金特別便の窓口対応で来所されたお客様に、十分な聞き取りをし一つでも多くの記録がみつけられるように丁寧な対応に努めました。 制度としていくつもの番号があったことがわかっており、基礎年金番号に統合すると決めた時点で、もっと整理をすすめておくことや時代がかわりどんどん性能のよいシステムを活用できるのに古いシステムのまま管理してきたことなど問題はいくつもありますが、問題解決を先延ばしにしてきたことが最大の原因ではなかったのかと思います。また、年金機構に移行するにあたり再度認識をあらため、お客様から信頼していただける組織になれるように一員として努力していきたいと
7617	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	適正な人員を配属させて、滞りと無駄のない業務が行えるような現場作りが重要と思います。	漠然と、年金が適正な額受け取る事が出来なくなるのではと危惧しました。 実際はこのような問題が本当に起こっていると認識したのは、謝金として勤務し始めた、20年2月頃です。	難して答えられませんが、とにかく目の前にある仕事(お客様)への対応を一つ一つ誠実かつ正確にこなすよう努める事が大切だと考えます。
7618	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録の漏れが判明して、年金の再裁定を行うと減額になるケースにおいて、受給者に対してどのうな対応をすべきか、明確な方針や指示が出されておらず、事務所によって、その対応又は処理に差があるという。 基本的には、コンプライアンスに則り制度の仕組みを受給者に説明し、理解していただいた上で、再裁定処理を行い、過払い分の返納申し出を受け付けることが、原則であるが、事務所によっては、受給者の年齢や、生活状況、過払いの返納額等によっては、記録統合をしない場合や、統合はしても再裁定処理を行わないようなケースがあるという。	受給者の生活を守るという側面や、過払いの原因が社会保険庁側のミスによる場合などからは、各事務所においてトラブルを避けたいがために、柔軟な対応をとっているつもりでも、これが事実なら明らかにコンプライアンスに反すると言える。当然、受給者の中には、記録統合による再裁定で年金額が減額になってもやむを得ないと制度を理解し返納に応じている方々がおられるわけで、正しい処理をしないと不公平になる。 この問題の解決に向けて、まずは、社会保険庁(日本年金機構)が明確な方針を打ち出して、正当な対応を各事務所、各職員に徹底させる必要がある。	私は、平成17年4月から年金相談員として社会保険事務所に勤務しているが、採用当時には、「覗き見問題」や「無駄遣い問題」などは知っていたが、「宙に浮いた5000万件の年金記録」、「消えた年金問題」については、年金相談員でありながらも、マスコミで取り上げられ世間で話題になるまでまったく知らなかった。 上司や、先輩職員たちがこの問題の存在を知っていたのかどうかはわからないが、一切教えてもらった覚えはない。 そんな中で、窓口で実際に被保険者の方や受給者の方々の話を聞くと、問題が世間で話題になるまでいかに社会保険庁がお客様に対してずさんな対応をしてきたかが良くわかった。	とにかく、お客様の言い分を苦情も含めてじっくりと聞くことにした。キレイ事ではなく、お客様の立場に立って、涙ながらに訴える方や、怒り心頭で怒鳴りまくる方の話もじっくりと聞くことで、組織の問題の実情を掴み取ることが出来たと思う。 実際に一人一人のお客様の話をじっくり聞いていると業務に遅れが出てしまう。相談待ちの人数もどんどん増えていく。業務の迅速化、効率、能率を優先するのか、お客様の対応に重点を置くのか、難しい問題ではあるが、私は後者でありたい。
7619	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に存じません。	突合作業が膨大な量のため、これまでどおり人海戦術で行うのが現実的だと思う。	記録照会などが以前より業務として行われていたため、記録不備そのものはある程度存在すると認識していたが、未整備の全体数が公表され、ここまで多いとは驚いた。	自分の周り(家族・友人など)の人も含め、記録を確認するよう呼びかけた。 早い段階で年金手帳に顔写真などつけるようにしたら、紛失など一定防げたかも。 (顔写真のある船員手帳などは大事に持っておられる方が多く、なくした事例もあんまり聞かないため)
7620	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	未だにカセット記録が多く見受けられる。中には裁定時に、収録されている記録もあると考えられるが、カセットオープンされないと内容確認ができないため、早急にカセット記録をオープンする。 事業所記号が収録されていない記録の整備、重複して使用している記号の 年代別で区別して表示することはできないか。 wm圏内上の記録が整わない限り、再裁定の繰り返しで、手間がかかるばかりです。	重複手帳番号について、裁定請求時にご本人の申し出により、記録統合処理をすれば良いと聞いていたので問題とは認識していなかった。 記録確認の機会があれば、その際に統合するようご案内をした。 世間で騒がれるようになって、問題と認識した。	年金問題といわれるようになった頃から、年金相談窓口業務に携わっている為 機会があるごとに、記録統合をするように心がけてきた。 ねんきん特別便回答時に、手帳番号の判明している場合は統合処理もあわせて行うようにした。 ねんきん特別便の回答を業務センターに送付したのに、未処理のままで、定期便が送付されて、怠慢だと、苦情が多数寄せられている。きちんと回答している方に、非常に失礼な通知を送付しているので、定期便の送付は、統合処理後に行うべきだったと考えます。 国民年金の二十歳新規取得は、住基に基づいているが、厚生年金の新規取得は、氏名生年月日がきちんと確認されているか、公的な書類で確認して正しくお届けいただき、正しく登録すべきだと考えます。 年金手帳に制度の説明や手帳が重要なものだというアピールが足りないので、 改正を望みます。
7621	地方庁	その他(社会保険事務所)		照会については、職員全員が引き続き記録問題解決に向けて一丸となっておこなっていくこと。 また、今後は海外で行われている社会保障番号で、年金記録のみならず管理していく必要があると思う。定期便だけでは限界があると思うので、もっともっと被保険者や受給者にサービスを発	職場に入った時点で、年金記録が見つからないという問い合わせは多くあった。また、年金裁定請求の時点で氏名検索をして記録が見つかったりしたことも多くあったので組織全体で記録の突合せをすることの必要性は感じていた	可能な限り、記録検索を行っていたが、今となって振り返ると待ちの姿勢だった気がする。もう少し相手の記憶を思い起こさせる対応など反省すべきことだった。
7622	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	記録問題を専門に扱う部署を立ち上げて、集中的に問題解決を図ることが必要だと思います。 人員を増員させることも必要だと思います。	平成16年ころ、年金給付課で期間照会の事務を行うようになったときに、この問題を知りました。	期間照会は、絶対に記録を探し出すという意識で、事務処理にあたりました。申出のあった事業所に電話をして、確認をすることもしていました。 記録問題は年金記録を一本化すること(基礎年金番号の導入)がなかなかできなかったことに由来すると思います。基礎年金番号の導入は平成9年にされましたが、もっと早い時期に導入されていれば、未統合の手番も減らすことができたと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7623	地方庁	社会保険事務所課長級以上			非常に大きな問題であり、これまでの年金番号のあり方にも問題があると改めて認識しました。 平成19年頃。	あらゆる事項のあり方に対して常に問題意識を持つ必要があること。 全てにおいて受身の姿勢による業務のあり方が問題であった。
7624	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		新聞等マスコミの報道。基礎年金番号の制度ができてから必ず出てくる問題だと思っていた。自分の記録がどうなっていいるかということは自身で確認しないとわからなかったということにも今回の問題の一因になっていると思う。	届出が出てきた際にわかるものは基番に登録をしていた。記録のお知らせは基番制度ができたときにわかりやすくお知らせすべきだったのではないかと思う。台帳の保管などWMに収録されていなかった記録が多すぎたのではないか。記録問題がでてきてから収録したのでは遅すぎるし、またそれを放置していたのにも問題があったと思う。
7625	地方庁	その他(社会保険事務局)	業務取扱要領の内容不足により適切な処理をするに当り差し支えがある。	組織的な統一マニュアルの作成、マニュアルの取扱研修の実施、適切な取扱の徹底	採用時からズサンな取扱に疑問を持ち、近い将来問題が発生する旨予想出来た。	個人的には適切な処理を心がけていました。 システムの再構築、画像データ及び旧台帳データの適切な整備不足が挙げられます。
7626	地方庁	社会保険事務所課長級以上		専門の部署を設け、人員を確保し、照会・回答業務を効率よく、職員が共通意識を持って、解決に取り組んでいくしかない。	このような問題をかかえていることの認識がなかった。平成19年10月頃。	いい機会として捉え、この際すべての年金記録を整備しなければならない。 反省点としては、基礎年金番号導入時に付番以外の手番の確認を徹底しなかったこと(女性の旧姓での記録も含めて)、国民年金の納付記録については、住所変更に伴う引継ぎが徹底されていなかったことなどが挙げられると思います。
7627	地方庁	その他(社会保険事務局)	紙台帳の時代に、厚生年金の手帳番号の記入を誤ったため、本人が手帳を提示しても記録がないことがあった。また、誤った番号が別の人の手帳番号であると、結果として他人の手帳番号に記録が入っていた事例があった。	年金払い出し簿と紙台帳の突合を完全に行うことと、年金請求時には、戦歴確認を念入りに行うこと。ただし、念入りに行うと、相談時間が長くなるため、窓口が混雑しないように、人員の配置が必要であると思う。突合しても、もれはあると思われるで、最終段階の年金請求時は、再点検という意味で、確実に行う必要がある。今後は、窓口体制を、もっと充実させることを重点とするべきである。	基礎年金番号導入時に、基礎年金番号以外の手帳番号の回答が完全にされていないことにより発生したことが、記録もれ問題の大半を占めていると思われる。そのため、問題の存在自体は、平成9年頃より認識をしていた。記録の統合については、紙台帳時に、フリ仮名や被保険者の住所を記入する方法をとっていなかったため、記録の統合処理は、かなりの年月を要すると感じていた。 平成19年の記録もれ問題により、このことが世間一般に知られ問題化となったが、それ以前より、重要な問題であることは意識していた。しかし、問題化されたことにより、国民の皆様の年金に対する意識が高まり、社会保険庁としても、ねんきん特別便をスタートさせることとなったため、よい方向に進んだと思う。後は、この時期に職員自身が記録もれ問題に全力で取り組むことが第一と認識し、自分自身もそのように取り組んできた。	基礎年金番号導入時より記録もれを意識をしていたため、年金請求時には必ず戦歴を確認をし、もれている番号がないか確認をしてきた。また、平成19年以降は、記録統合の業務が膨大な量となったことにより、年金受給者の再裁定の進遅が滞留した。年金受給者は、高齢の方もお見えになるため、一刻も早く支給することを認識し取り組み、迅速に事務が進むよう対策方法を提案した。その取り組みにより、滞留分が減り、その後も迅速に進遅ができるようになったのが、自分自身の大きな取り組みである。 現時点の反省点としては、記録もれ問題は、平成19年以降、膨大に発生することは当時より明らかであったため、記録もれ問題化する以前から、もっと積極的に取り組むべき問題であったと思う。ねんきん特別便のような取組みを、その当時より行っていれば、現時点では、大分解消していたのではないだろうか。 今後も、この反省を踏まえ、職員が一丸となって業務に取り組むことが大切であり、自分自身も日本年金機構となっても引き続き全力で取り組みたいと思っている。
7628	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	まずは、一つ一つの年金記録を調べ基礎年金番号へ統合していくこと。また、今までの記録管理の問題を検証し、今後の記録管理を間違いなく行えるようにシステムを構築すること。さまざまな意見がお客様の声として届いていると思いますが、真摯に受け止め吸い上げられる声は吸い上げて取り入れていく姿勢が必要ではないでしょうか。	基礎年金番号が導入された際に手番統合をされていない者が相当数いることは、職員の多くがわかっていたはずでありそれをどのように解決すべきかについても当時もいろいろ議論されたことはあったと聞きます。しかし、膨大な作業になるため労働組合と当局の協議の中で手をつけないでよいとのことになったとの話を聞いたことがあります。具体的な作業内容までは、聞きませんでしたが当局および労働組合ともそのまま放置して見ぬふりとしたことがあったのかもしれません。また、本庁においても地方庁でも共通に年金記録は、年金を受給する際に自己責任において確認されるのであわてて統合処理はする必要がないとの教えが引き継がれていたかと思われます。自ら大事な記録を管理するという意識が欠如していたと言わざるを得ないのかも知れません。	入庁以来、被保険者が年金受給の際に自己責任で年金記録を確認するとの先輩たちの話をうけ、不思議にそういうものであるとの認識になり、今回の問題が起きるまでは特段問題意識を持たなかったように思います。今回の問題を受け、多方面のご批判やお客様の声を多数受けるうちに、物事の考え方が根本的なところで間違いがあったと気づかされたように思います。おそらく、組織全体がそうであったと思われます。
7629	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	人員を増加できる状況があれば、人員増加による解決が一番であると考えます。	過去の事務処理誤り・漏れの長期間にわたる累積の結果という認識をもっております。統合漏れの問題の認識は、平成15年ころから、記録が統合されていない番号が多いのではないかという認識をもっておりました。	社会保険事務所の適用課在籍時には、取得届の処理時に氏名索引等により、番号を複数持っているケースで、できるかぎりの統合をしたと認識しておりますが、組織全体としてこのようにするべきであるといった提案まではできませんでした。個人の反省点としては、たとえ自分の所属している事務所だけでも、複数の番号をもっていないかどうかの確認作業を他の職員に徹底させることができなかったのが反省点としてあります。組織としては、昭和61年改正時、及び平成9年の基礎年金番号導入時に今と同じような徹底的な作業をしていれば、もっと早い段階での解決
7630	地方庁	社会保険事務所課長級以上	無し	作業人員を確保して、紙台帳・マイクロと、判明しない手番記録とのつきあわせを行う。	基礎年金番号が導入前は、手番が、いくつもあるケースが見受けられたが、将来的に統合されるというあまい認識があった。 問題として認識し始めたのは、基礎年金番号が導入以降。	基礎年金番号が導入されてからは、もっと真剣に取り組むべきであった。
7631	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ありません。	基礎年金番号導入後、4～5年程度経過した時点で、かなり統合されたと感覚的には思っていました。 マスコミ報道があるまで、未統合記録が、5000万件も残っていることは、知りませんでした。 当初は、基礎年金番号導入時とその後に、統合のために年金番号があったら教えてほしいと文書を送付しているし、年金請求時に加入記録の確認・調査を行っており、また、機械上に記録が残っていることから、時間の経過とともに未統合記録は確実に解消されていくもので、大きな問題ではないと考えていました。 しかし、氏名の誤りや氏名の未入力、生年月日の誤り等があること、機械上に入ってない台帳があることを知り、重大な問題であると感じた。	記録管理に問題があることから、お客様からしっかりとお話をお伺いし、記録が正しくなるようにと対応した。 台帳記録等の管理、特例がいろいろあり制度が複雑で理解しずらく、制度の周知も不足しており、これらが事務処理誤り等を発生させる原因となった。 また、厚生年金記録に住所情報がないことから本人記録の特定が困難であり、本人が年金手帳を紛失することがないことを前提としている等のさまざまな問題が重なって起きた問題だと考えます。 職員の意識も重要ですが、シンプルな制度と事務処理方法、住民・職員の双方が理解しやすい届書・申請書の様式、事務処理に過不足ない職員数、制度及び事務処理の徹底した研修の実施、記録のチェック体制の整備、市町村職員に対する研修の実施、コールセンターのオペレーターの研修をすることにより、あらゆる問題の発生が防げると考えます。
7632	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない。	分からない。	庶務から年金給付課に異動したときに知ったが、年金の裁定請求時に必ず確認して手番登録をすれば年金受給には反映すると思っていた。	年金請求時には必ず090で氏名索引をしてもれのないように気をつけた。 090で氏名索引しても出てこない旧台記録などや窓口等で気をつけても防げない記録漏れが発生しているので、旧台記録などはその当時オンライン化するなどの対策が必要だったと思う。また、人がする以上ミスはつきものなので極力ミスを少なくするような入力システムにすべきだし、20歳の付番でなく住民票コードのような生涯通じて使える1つの番号で管理しないと、これからも漏れたり重複して番号を持つような可能性がある。
7633	地方庁	その他(社会保険事務局)	存知ません。	記録調査業務を行う際に、過去の記録、台帳等、オンライン化以前の記録に詳しいOBの知識を活用すべきだと考えます。 ただ、OBだけでなく、若い職員も業務にあてて、知識の新旧を併せると、より効率が良くなると考えます。	年金記録問題は、多くの国民に不信感を与えてしまった問題だと認識していました。。 この問題が存在することは、2年程前に知りました。	多くの国民の信頼回復するために、この問題を解決することを最優先に考え、通常業務終了後及び休日出勤等により、問題解決に向けて処理を行ってまいりました。 反省点について、昔も今も同じですが、少しの確認不足により、多くの問題を生んでしまっていると考えますので、確認作業を念入りにする必要があると再認識しております。
7634	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	(時効特例給付に関して言えば) ①年金行政の実務に関する知識・経験・経歴が豊富な方の採用 ②時効を超えた過去分(差額含む)を支払うためのシステムも考え方もない状況で事務が開始されており、システム的な対応も行ってきているがシステムは過去に対して万全なものではないので人的に対応せざるを得ない案件の処理時間と人員の確保(人員については①)	法令に定められている範囲で考えれば、裁定請求手続において確認するものであると認識していた。 5,000万件については、大々的なマスコミ報道で知ることとなったと思う。	世代においてコンピュータ技術の限界はあったものの、記録管理に関して経営をもっとかけるべきだったかもしれない。
7635	地方庁	その他(社会保険事務局)	昭和30年代頃など昔の加入記録において、年齢を偽って勤めていたことがあるとの話を加入記録について確認している際に数人の被保険者より聞いたことがある。 当時については、会社から資格取得届が提出されてくるとその内容のとおりに年金番号の払い出しがされていたと思われ(もっとも確認のしようがなかったのであろうが、、、)そのため記録が宙に浮いたままになっているものも多数存在していると思われる。	記録の確認作業については、1人あたりに相当な時間を要するケースが多数あり、また、年金制度が始まってから現在までの時間の長さを考えると莫大な業務量となるため、これをこなすにはそれに見合うだけの人員の確保が最も重要となると思う。 また、マスコミ等で大々的に騒がれていた状況にあっても特別便の回答の提出をしない者もいるため、国民の一人ひとりにもっと関心を持ってもらうとともに、進んで協力してもらえるような状況にもっていくことが必要不可欠になると思われます。	年金記録については、保険料の納付がされたものについては記録が確実に残っており、名前の読み仮名が間違って登録されているものや生年月日が間違って登録されているものがあるとは思っていたが、記録そのものがないということはありえないと認識しずっと仕事してきた。 しかし、この度の年金問題が騒がれる中で記録自体が無くなってしまっているものが多数あるとのことが判明したときは、私自身も大変な衝撃を受けた。	保険料を掛けたにもかかわらず、その分を年金として受け取ることができないというのは当人にとって大問題であり、このようなことがこの先も起こることのないよう記録の管理については徹底が必要であると思った。 また、オンライン化により年金記録を台帳よりデータ化する際に記録が間違って登録されてしまっているケースなどもあるようなので、当時の確認作業についてどれほどのチェックがされていたのかはわからないが、将来受給する年金に大きな影響を与えることなので、もっと慎重な確認作業が行われていれば良かったのではないかと思った。
7636	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません。	古い台帳は、判読に困難なものが多いが、地道に調査・確認を行うしかないと思う。 なお、本人の申し立てに審しい不合理がない場合に、すべて本人の申し立てを認めるという方向性は、何か「社会保険庁職員がいままでの業務処理について、いい加減な仕事をして来た。」ということなるのかと思うと複雑な気持ちです。	年金記録の収録漏れや収録誤りについては、これほど多いのかと思った。当時(昭和50年以前)の記録の遡還方法やデータ入力作業については、私自身は、経験していないので、過去の事務処理に問題があったのかはわからない。 私は、昭和50年から東京の社会保険事務所に勤務したが、当時から、穿孔タイプ(紙テープ)による記録入力を行っており、入力結果のチェックをしっかり行うよう指導されていたことを思い出します。(現に現職とリストのチェックを行っていた。) また、社会保険への届出は、適正でなければならない。事業主から適切かつ適正な届出を行うよう指導して来た。 年金記録の遡及喪失や報酬月額の遡及訂正については、給付(傷病手当金や年金の平均報酬等)に影響を及ぼすことから、職員から話をすることはないと思います。	年金記録の収録誤り、収録漏れについては、常に届出の原課と入力結果の確認を行うことが不可欠である。 また、遡及喪失および報酬月額の遡及訂正については、現行の制度が、資格関係の届出、保険料の納入が、事業主となっていることから、被保険者に周知されていないケースがあると思います。 事業主から事務所にに対して、どのような届出がされ、まだ、事業所の保険料の納入状況がどうなのか被保険者に知らされていない。 少なくとも、各事業所の保険料納入状況を被保険者が知り得る環境が必要なのではないかと思います。
7637	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録ひとつを探すにしても、担当する職員の能力次第で見つかる場合と見つからない場合が存在することがあると思います。経験の域の問題とは思いますが、普段記録問題に従事していない職員も総動員し、特別便を捌いてしまわなければいけない状況で急ぎ処理された期間照会の回答が信憑性があるのかどうか。	人を増やすことは必要だと思います。 ただ年金機構発足に伴い経験豊富な先輩職員が多数年金業務から離れ、また新規の民間採用者を多数採用することによる組織力の低下に不安を感じています。 現地点においては職員のスキルアップできる環境をつくること、検索システムの向上を期待します。	ねんきん得別便が出始めたころから問題を認識し始めました。	実際に自分が年金業務に携わりはじめたのは、ねんきん得別便による事務所の大混雑がおさまり始めたころでした。 当時どのような事務によりこれだけの宙に浮いた年金記録が生じたのかは、先輩職員に話を聞いて想像するにとどまるため、反省点ははっきりと描けませんが、社保、事業所、本人それぞれに責任があると思いますし、対応についてはどこに責任が・・という話ではなく、お客様自身が自分自身の記録について理解し、記録漏れがある場合は、その後の流れを現状で説明できる範囲で説明し、納得頂けるように対応を心がけました。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7638	地方庁	その他(社会保険事務所)	ございません。	記録問題の解決には、複雑な事例も多く経験と知識を持つ人員が必要と思います。また、記録の特定には、本人の記憶に頼る現状の処理方式では限界があると思われることから、未統合の記録については、給付につながる大胆な方策が必要かと思われます。	年金記録問題では、宙に浮いた記録が5000万件と発表されて大変な数値で大変驚いた。私が職場に入った昭和53年は手帳を複数持つ人は当たり前で事業所からの取得届けも手帳(証書)が無しの新規取得が多くあったように記憶している。(当時は健康保険の給付が10割給付で保険証が早くほしかった時代だった思う)特に基礎年金番号導入時に一人に一つの番号が設定されたが、複数の番号を持っていた人が多数おり、将来(いつかわからないが)問題となる時期	対応については、基礎年金番号導入時以降については、お客様に対して複数年金番号を持っている場合は、一つの番号にするよう説明することを心掛けたこと。反省点としては、基礎年金番号導入時以降に組織として(社会保険庁・地方庁)国民に対する充分な説明と、年金制度に対する理解を求める方策が不足していたと思われる。(基礎番導入の3、4年後には年金財政の関係だと思うが、総報酬制導入の賞与の保険料等に理解を求める政策に代わっていった気がする)
7639	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません	○日職員を集め集中的に処理をした方が、旧事業所名や所在地等が判り、処理も早いのではないかと思います。	転職が多く、年金手帳をいくつも持っている人の職歴確認や国民年金保険料を自治会の集金の人に納めていた検認時代の納付確認については、かなり困難であろうと思いました。問題になるまでは個人の責任と最初は思っていましたが、国の一大事と認識しました。TV報道わされたことで知りました。	年金相談等できだけ丁寧に応対をするように務ました。自分で厚生年金や国民年金に加入していた期間や保険料を納付した記録あるいは標準報酬月額等がいつでも自分で確かめられるような仕組みであればもっと年金に対しての国民の意識も違ったのではないかと思います。
7640	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金受給者及び現在加入中の被保険者の方々よりお申出いただいた記録照会回答に対し、迅速且つ丁寧な回答をすることが必要と思われます。	組織を構成している職員一人ひとりのモラル欠如や、組織内のみ通用する都合のよい解釈が、この問題を増幅させたと思います。 自分自身が問題として意識し始めたのは、テレビや新聞等マスコミに社保庁が取りざたされるようになってからです。	自分だけでも何かこの問題に対峙しようといった気概がなく、周りの状況に流されて特段の対応を自主的に行うことがなかったと反省しています。
7641	地方庁	その他(社会保険事務所)	以前の厚生年金加入期間が増えても、年金給付額が増えるとは限らない。	給付額は減らないようにしたほうがよいです	あまりにも、制度を複雑に過ぎたことが原因と思いました。平成19年8月頃でした。	年金に関し少しでも多く実践を積み、知識を増やそうとしました。
7642	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	完全に解決できるとは思わない。 市町村台帳などは地域により記載方法が異なるなど、機械処理で突合できるとは思わない。時間は掛かるかもしれないが、OB等の活用など知識を有した経験者の活用が必須と思われる。	存在は採用時から知っていた。 限りなく本人と思われる記録も「本人の申請がなければ統合できない」などの事務取扱により、大きな問題とは認識していなかった。本人より申請がないのに記録を統合することの方が大きな問題だと捉えていた。 記録問題以降は重要課題として取り組んできたが、多くの記録を手作業で管理していた時代背景を考えるとやむを得ない部分もあるかと思う。	早期の解決に向け取り組んだ。また、高齢者にはなるべく分かりやすいような説明・回答作りを心がけた。 特別便・定期便の発送は受け入れる体制整備や環境整備を行ってからすべきだったと思う。社会的にむずかしかったのかもしれないが、結果として完結までに時間が掛かっているように思える。 事跡管理システムなど全国的に見て統一的に行われているか疑問。
7643	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	なし	所謂消えた年金ということに対しては、宙に浮いた年金との認識はしていたが、年金裁定請求書を受理する段階の本人履歴において判明するか、窓口のWMもしくは郵送でも年金給付課の審査段階で疑重複手番判明するものと思っていました。	実際には、名寄せでヒットしないもの(生年月日誤り、氏名誤り)が存在することは旧業務3係長を3年経験し、再交付・期間調査・他庁照会業務をしていた時に知りましたが、旧名簿・原票のマイクロ検索又は氏名索引簿・生年月日索引簿にて探せるもしくは探す自信が自分はあった故、該当事業所なし・該当者なしの回答は絶対の自信を持っていました。 反省点については、事業所に対する重複手番払い出し防止の徹底不足、オンライン化においてのパンチャーの指導不足(社会通念上氏名として使われないふりがなを平気で入力)・本人の雇入れ時の履歴書の偽りがあったと思います。
7644	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録に関する窓口応対において、社労士が内容をよく分からないまま応対・手続きしていること。 窓口担当ではないので詳しくは分かりませんが、社労士の処理に関するトラブルをよく耳にしています。	国民の問題に対する理解度が低すぎるのではないかと思う。 解決には物理的な限界も関わってくるので、 少なくとも、問題の解決にはまだまだ長い時間がかかるという事を、もっとメディアを使ってでも世間に周知させる必要があるのではないかと思います。	誤解の生まれやすい問題だと思っています。 知ったのは職務に就いてからです。	問題が起きるに至るまでの経緯を知り、とにかく応対ミスのない様にだけ心がけています。 この問題に関しては、1件に対する第一接客から完結に至るまでのプロセスにおいて、あまりにも多くの人員が関わりすぎているような気がする。 そして問題発覚時に万全の体制を持って全所対応できていなかったのが問題の併発に繋がっているので反省点だと思う。
7645	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知っていることはありません。	OBの方に支援していただくか、記録補正の部署に長くかかわってきた方を中心に専門チームをつくり専念していただく。(休日に接客や電話応対がない状態で全員で記録補正に携わっても、一日10件程度しかこなせないので)	大変な問題だが、いつ誰がどのように調査するのか・・・と思っていました。 ただ、これは社会保険庁だけの責任かのように思われていますが、私達はじめ事業所や、被保険者本人、市区町村の役所の方々においても責任がある問題と思います。 記録問題の存在を知ったのは、2年半くらい前にテレビや新聞の報道で知りました。	いついかなる時、誠実に誠意をもって対応しています。 反省点は、紙台帳、名簿をデータ化したこと。読み取れない字など多い。
7646	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			基礎年金番号策定前の、厚生年金、国民年金の重複払出に起因したものであると認識した。	窓口にいらっしゃったお客様の申し出から、確認し発見に努めた。
7647	地方庁	社会保険事務所長	この数年間にマスコミ等において年金記録問題として取りざたされたことがすべてではないでしょうか。そのほかに特に思い当たることはありません。	現在、行われている年金記録の管理方法、ねんきん定期便による通知であれば過去に起きた事象は発生しないと考えます。 過去の記録については現在行われている記録整備の作業を引き続き行い解決に向けた作業を続けるべきと考えます。	年金記録問題のひとつには、年金記録の管理に問題があったと認識しています。わたしが採用された頃、今から30年以上前にはボタンひとつで一生の年金加入記録が瞬時にわかる時代の到来は夢想だにしていませんでした。そもそも手作業で紙媒体の帳簿等による管理に始まり、社会の進化とともに記録管理の機械化がすすみ、既にあった記録を順次収録を行っていく過程において、また、その後の記録整備など長年にわたる記録管理業務のあり方の齟齬が生み出したものであると考えます。特に記録の管理方法が変化する過程における記録整備に脆弱な部分があったと考えます。 問題として強く意識しだしたのはここ数年のことです。	年金記録問題は年金制度が始まって以来長い年月にわたりさまざまな問題が積み重なって生じたものであるとはいえ、これまでじめに業務に取り組んできた多くの職員にとっては憤をかむ思いで、この事実を受け入れ、深い反省に立ち、なによりもお客様の記録回復のために、また、組織の信頼回復のために、自らも含めて全職員が粉骨砕身の努力を続けて対応してまいりました。 年金記録問題の解決に向けて、ねんきん特別便の送付により、社会保険事務所等へのお客様の増加、全職員による対応を行ったとしても、許容量をはるかに超えた来客への対応、結果生じた週日の長時間の待ち時間、もっと十分な時間をかけて計画的に通知が行われていれば、お客様への対応での大きな問題も生じなかったのではと考えます。また、その後のお客様からお尋ねのあった年金記録を確認、調査するためにも全職員が一丸となり、膨大な時間と労力をかけ、可能な限りの方法で取り組んできました。反省点としてあげれば業務量に比してあまりにも時間と要員が不足していた。政府公約の名の下、厳しい指示の中にいかに解決に向け作業が進むかと日々努力が続けられたが、現時点では完全な終結にはいたっていないことです。
7648	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	カセットに入っている記録をすべて開いてもらわないとすべて判明しないと思う。 まずそれをやってもらいたい。	基礎年金番号導入する前については、年金手帳が何冊も持っている人がいることがわかっていたので、問題になるかもしれないとは思っていた。	コンピュータを導入するのをもう少し早くから行っていれば、システムでチェックをしていくつも番号を持つ人がもう少し少なくて済んだと思う。
7649	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	できる限りの記録をWMに収録し、どこからでも未完了の記録を確認できるようにし本人特定ができるようにすることがまず必要だと思います。	平成19年暮ごろだったと思います。当初は年金相談窓口におりましたが、住民の方々は、年金ということばにとても敏感で、マスコミ報道・TV放映などで話題になると、すぐに相談にみえるという状態だったと思います。実際、お客様からいろんな情報をいただくこともあったくらいです。最初は、未統合の手番を確実に本人の記録に結びつけることと考えていましたが、たくさんの年金記録がいろんな分野にわたり残っていると知り、これは大変なことと非常に驚きました。	もともと年金相談、請求事務は記録の確認が第一と考え、それまでも対応していましたし、それを更に徹底して行うため、時間はかかっても、可能性のある記録をお持ちの方には、できる限り正しい記録にしていただくよう、お願いする事項も増えました。ただ、WMで確認できない記録については、限界があったと思われます。 オンラインで番号や記録の管理ができるようになった以前は、手作業ですべてが行われていたので、たぶん記録の管理の中でも、また複数の番号が一人の方に払いだされたり、と、起こるべくして起きてしまったとも思われます。(当時は、そのやり方が最先端の方法と考えられていたのでしょうか。)また、切り替え時の対応については、どうだったのか考えてみる必要があると思います。 今後、これからも、担当する私たちがしっかり取り組まねばならないと思いますが、早さばかりを追い求めず、きちんと丁寧に対応するためには、まず対象となる記録をすべてきちんと台の上に
7650	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員を増やすことが一番の解決策であると考えます。 特に社会保険事務の経験者や社会保険労務士などの有資格者を雇用していくことが、解決策と考えます。 特別便の業務をやってみて思ったことは、それぞれ細かいセクションに分けて流れ作業のように記録調査を行なっていくことが、結局は何人もの職員が同じ重複した記録調査の作業を行なっている。このことが、特別便の回答が遅れるひとつの原因であったのではないかと思っています。 職員を増やすことが解決策であるが、1件の案件に係る調査は複数の職員を介するのではなく、一人の職員が責任をもって行なうべきと考えます。	[redacted]私が年金給付課に在籍していた時、年金請求に訪れたお客様から提出のあった年金番号以外に別の年金番号がWM氏名索引で判明した際、[redacted] そのお客様から「山田産業」と回答をいただければ、ご本人の記録であると判断し統合の処理を行なっていた。 当時から現在の入念対応のようなやり方で聞き取りを行なっておれば、未統合の年金番号(年金記録)が少しでも解消されてたのではないかと思っています。	(8)の問題意識を踏まえた内容と少しずれた話になりますが、早い段階からすべての年金記録の氏名について、漢字氏名収録に整備した上で、漢字氏名索引(共通090-1)のような届書コードを早くから立ち上げるべきであったと感じています。
7651	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	この問題だけに取り組む大幅な人員を確保し業務を行う。	もう少し、年金請求時に加入歴の確認を意識を持って行っていたら防げたと思います。平成18年頃	なぜ自分がと思いながらもこの組織で働くものとして一生懸命業務を行った。過去の組織全体の仕事に対する取り組み意識の低さ。
7652	地方庁	その他(社会保険事務所)		厚生年金手番の中には、氏名や生年月日の未登録のものが数多く存在しており、その登録することが先決ではないかと思われます。 様々な状況から、特別便が始まったことは分かりますが、名寄せによる確認のご案内が何度も送られることも、不信感のもととなっております。 まず手番の情報が整理することを急ぐべきでわないかと思います。	この問題は、紙から機械へ等これまでの様々な状況から発生し、組織として、本庁や地方庁関係なく反省すべき点の多い問題であると感じています。 これまで、相談や年金請求時に未統合手番の確認は行ってきましたが、単純な氏名索引では判明できないものも数多く存在することが、今回の問題により分かりました。 未統合手番が数多く存在していたことは知っていましたが、年金請求時には統合されるものと思っておりました。 標準報酬の問題や、納付記録が未納となっていい他問題は、今回はじめて知りました。	お客様に対して、制度およびこれまでの事務処理の状況を踏まえて、丁寧な説明と様々な問題でご不安をお掛けしたことに対し謝罪を心がけ、調査の申し出をお預かりし、時間がかかっても できる限り調査するようにしました。 あまりにもお話をききすぎてしまい、長時間になったり、他のお客様を待たせてしまったことがあったことが、反省されます。 また、紙から機械に変えた時から、紙との突合確認作業を少しづつはじめていれば、指名なし手番も解消され、ご本人の記録に登録されていたと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7653	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	第一義には全ての記録をオンライン化することだと思います。そうして、社会保険庁が保有している全ての記録はオンライン上で検索できるようにすること。もちろん、紙台帳との突合を行ったうえでですが。 そのような作業を行った後に、例えば、就職しても厚生年金への手続きを行っていないケースや厚生年金に適用されていない事業所もあったことを丁寧に周知することではないかと思います。 現場での年金相談において、適用事業所とは思われない個人事業主の店舗名で記録の確認を求め、年金記録がないと回答した際に、消された年金と主張される方もいらっしゃいます。 このことは、恐らくテレビ等での情報で、就職していればどのようなケースでも必ず厚生年金に加入しているとの誤解から生じているものと思います。誤解を解くためには丁寧な周知を行うことが必要ですし、そのような努力は結果的には国民の皆様への重要なサービスになると思います。	平成13年ごろ、初めて年金給付課へ配属となり、基礎年金に統合されていない番号の多さに驚いた経験があります。また、被保険者記録の期間照会を行った際に、オンラインにない記録があり不安を感えたことがありました。その際は徐々にオンライン化を進めているところであると言われておりましたので、できるだけ早くオンライン化が完全なものになるよう願っておりました。	年金相談の際には、過去の就労状況をできるだけ詳しく聞き取ることを心掛けておりました。「昭和何年ごろはどうしていましたか」という問いかけではなく、相談者の年齢で「何歳からお勤めされましたか」とか「お子様が生まれたときはどちらにお勤めでしたか」等の問いかけで、記憶を呼び覚ますよう努めておりました。 また、当時は事業所の担当者に対する基礎算定説明会があり、年金担当者として講師となった際は、必ず基礎年金番号以外に記録がないかの確認をするようお願いをしておりました。その中で少しでも若い方が記憶が鮮明であるのでできるだけ早期に相談されることを、社員の皆様にお伝えしてくださいとお願いをしておりました。 現場における周知はごく限られた範囲であることから、もっと幅広くしつこいほどの広報や周知を行えればよかったなと思います。実際としてはいろいろな広報を行っておりましたので、それ以上の具体的な解消方法は浮かびませんが、今にして思えば、社会保険庁として、もっと国民の皆様の立場に立った対応を図れたのではないかとの反省点があります。
7654	地方庁	その他(社会保険事務所)			事業所をかわる都度、番号を振り出す,ご本人様自身の記録について豊富な情報を得る機会があったのか,将来の生活設計に影響を及ぼす重要な制度として説明責任を果たしてきたのか等の要因が引き起こした問題と認識しています。	来所されるお客様の疑問にお答えすることはもちろん、必ず他に請求・届出もれ等がないかという視点に立ち記録を確認するようになった。不快に感じいただかないように注意し、過去の履歴についてもお尋ねするようにしている。過去の事はもう分からないし、資料もないと多くの方がおっしゃられる。もっと早期に定期便のような形、ご本人様がご自身の年金記録を認識出来る形を導入すべきだったのではと考えます。
7655	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金3号記録についてですが、配偶者が厚生年金を喪失したり、次に厚生年金に加入するまでに間があいているケースでもそのまま国年3号となったままの方がかなりの数いるのではないでしょうか。年金特別便などをみただけでは、わからないものだと思いますし、「間違いない」と回答され、それを受理してそのまま放置すれば、その記録は、間違いないものと国として認めたことになるのではないでしょうか。また国年3号特例で教済できる人ばかりではないと思いますし、将来、記録の不備が見つかっても理解は得られないと考えます。	現時点で管理している記録で、機械的に上記の記録不備を判定できると思いますので、該当件数を把握した上で対応方法を検討するが必要があると考えます。できれば"共済組合とのデータ突合をしたうえでおこなえれば、なおよいと思います。	H13年に厚生年金・健康保険の適用の仕事をはじめてしましたが、公的な書類で個人の確認なしに事業主からの取得届のみで適用しますので、年金番号がなかったり、確認できなければ新しい番号を払い出さざるおえない状況です。WM端末で検索できない時代は、相当数番号が払い出され、未統合のものがあるのではないかと認識していました。	疑いのある年金番号があれば、会社や本人へ確認する作業はおこないました。 そもそもコンピューターのない時代からの制度であり1人の人間にたくさんの番号を払い出す可能性があったため、おこるべくしておきた問題だと思います。 今後も、偽名などを使用されるとわからないことはあると思いますので、現在検討されている社会保障番号などの実施が早期に行われることを期待します。
7656	地方庁	社会保険事務所課長級以上	記号の二重払出等による、特別便等での「事業所名称」の不備。 業務センターへの補正依頼をしているが、時間がかかっているようだ。	ねんきん特別便や定期便での照会について回答を急ぐ。 現在の職員数では、処理能力に限界がある。 業務経験の無い謝金職員等を増やしても、「育成」に時間を要するうえ、任せられる仕事も限られてくるため、かえって進みが悪い面もある。 単純に「頭数」を増やすだけでは、かえって混乱を招く。 「業務に精通した」職員を重点的に配置して対応すべき。	昭和63年に年金給付課に配属され、裁定請求書の審査等を手がけてから、1人で複数の手帳番号を所持しているケースが多数あることを認識した。 基礎年金番号導入時も年金給付課で仕事をしていたが、基礎年金番号以外に番号があった場合の統合は、裁定請求時もしくは、事前の相談時での対応が殆どで、最終的に「裁定までに統合されれば良し」とする考え方・風潮があった気がする。結果的に当時の若年層への複数手番の統合は進まなかったと思われる。 また、平成16年頃期間照会の仕事を担当した際に、マイクロフィルムの原票にある記録が、WMに収録されていないケースを発見した記憶がある。	対応 本人のものと疑われる手番が判明した際には、電話等で確認したうえで裁定をおこなった。原票記録がWMに未収録のケースを発見した際には、同一事業所で未収録者がいないかの確認をした記憶がある。 反省点 制度発足時から、年金手帳番号は同じものを一生使うという事がPRされていなかったのではないか。特別便対応等でお客様の話を聞くと、職場を変わった際に、届出を急ぐあまり、安易に番号が発行されていたと感じる。社保側、事業所側ともに「後で重複取消すればいい」という意識が蔓延していたのではないかと想像している。 また、厚生年金において被保険者情報に「本人住所」を入れていなかった事も、その後の記録確認に少なからず支障があったと思われる。 基礎年金番号発足時も、全体的にPR不足ではと感じた。住復はがき形式での手番確認も行われていたが、年金番号を1人に1つにまとめるという事が、広く国民に浸透していたとは言えないと思う。
7657	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	早急にシステムの改善を行い、他所へ照会しなくてもどこの事務所からも、記録確認ができるようにすることだと思います。また、国民年金記録については短期集中してのOBの活用をするべきと考えます。	ダイレクトに、WMから登録していたため、間違いがないものと思っていました。年金記録問題についてはマスコミ報道がされてから認識しました。	そもそも本様動以前の業務センターでの登録もれや登録誤りが原因であると思われますが、当時から今のようなコンピューターがあったわけでもないので仕方のない部分あると思います。ただ、このまま放置してはいけない問題であるわかですから、当然今すすめているように記録の突合せ作業を地道にすすめていき、国民の皆様の信頼回復に努めていかなければならないと思っ
7658	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	無理な期限を求めず、より正確な調査が行える環境を作るべきと考える。	今回の一連の事象が起こるまで認識していなかった。	過去の事務処理が理解できない点も多いが、誠意をもって対応していくべきと考える。
7659	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		行政官庁が保管する記録に基づいて一定の時間を要してでも根本的原因を検証していくべきと考えます。	記録管理システムにおいても、複数の年番未登録以外に記録が逸脱している認識は無かった。それ以外の事例については近年、マスコミ等で大きく取り上げられた頃に認識した。	基礎年金番号導入時において、被保険者及び受給者からの申請に頼るのでは無く、行政官庁自ら、問題提起をして庄先して統合する取組をするべきだったと考えます。
7660	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思い当たることはありません。	政治的判断で決定されていく部分も多いと思いますので、私としては、国民の皆様の立場にたった対応を心がけていくしかないと思っています。	基礎年金番号に統合されていない番号が5000万件あるという事が判明した時期が、年金記録問題としての開始であると思っていますので、平成19年事頃になると思います。それが判明した時は大変なことだと感じました。 ただ以前はご本人様が番号がわからなかった場合は勤務先や期間などを本人様から聞き取った上でしか統合できなかったため、思い出せず断定できなかったケースはあったと思います。	出来る限り、真摯に丁寧に対応することを心がけました。 現時点で考えると、受給者の再裁定に1年位かかる時期があったと思いますが、もう少し早く再裁定業務に人員のシフト等取り組むべきだったように思います。
7661	地方庁	その他(社会保険事務局)		名簿を1件1件確認していくというお話がありますが、すでに番号統合や確認済分もありますし、減時点では一人ひとり丁寧に時間をかけてでも、本人に聞き取り調査および相談等することが大事であると思います。	期間調査業務を行っているとき、たくさんの方がほかにいくつもの番号をもっておられることを知りました(平成8年頃)。本人様が会社にお勤めしたとき、年金手帳を提出することを知らなかったのではないか。	会社の方が厚生年金新規加入のとき、確認をしていましたが、初めて厚生年金に加入をするとの回答や、会社に今まで会社に勤めたことを知られたくないとの回答もあったりしました。基礎年金番号が導入されたあと、本人に照会(他に番号をもっておられる方の回答)について広報等足りなかったのではないかと思います。そのせいか、国民
7662	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	今回の対応で全国民の皆様に周知されたのでご本人からの申し出を待つしか無いと思います。	採用された時から記録調査の担当課がありましたので認識がありました。 年金請求時にご本人の職歴申立により調査整理されるものと思っていました。	事業所に対し新規採用者について年金手帳の提出をもっと徹底するべきであったと思います。 ご本人が職歴を忘れてしまった場合の対応策がなにもなかったと思います。
7663	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		手番が複数あるなど収録もれのある年金記録の統合整備は、年金裁定時に本人に確認のうえ完全な形で整備されるものと認識していた。	基礎年金番号の導入を契機に年金記録の統合整備がすすめられ、手番統合に向けた事務処理に努めた。以前は年金記録に対する意識がここまで高くなく、重複手番の記録照会をしても回答は低調だったと思う。基礎年金番号導入時の対応が全制度的に徹底していなかったため問題
7664	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません		年金裁定時に職歴確認を行うため、基本的に未統合の記録はないものと思っていましたが、平成19年5月に発表された未統合記録の多さに驚きました。それ以来、現年金制度の信用性の係わる大問題と認識しました	窓口に確認に来られたお客様の記録を確認し、1件でも多く統合しようと対応しました。 お客様1件1件の記録の重要性の認識がなかったと思います。
7665	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	すべての記録をオンラインに完全に登録し、WMだけで確認作業ができる環境を整えること。	あちこちで手番を取っていながら、基番に統合していないこと。 平成18年末ごろ。	被保険者等本人からに回答の基づき、手番を基番にすみやかに統合していった。 年金への無関心の解消、年金番号をいくつも取らない、取らせないことが徹底できなかったこと。
7666	本庁	その他(本庁)	ありません。	現時点においても不明な記録が存在しておりますが、現在行っている形に近い、1件1件照合を行い判明していく以外にないと思います。	いつごろかは不明ですが、マイクロフィルム化したものの中にも判読不可のものが存在しているといったことを知りました。そのために、統台帳も残しているのだと思っておりました。この事例もいわゆる記録問題の一因であろうと思いますが、そういった事例はわずかだと思っておりましたので、このような大きな問題になるとは思っておりませんでした。	自分自身で行動を起こして対応しようとは考えませんでした。 マイクロフィルム化したときに、不明なものはその都度焼き直すなどの対応が取られていれば、もっと被害が少なくなっていたと思います。 また、年金番号を主とした管理体制のため、適当な氏名の読み方で記録が収録されているといった事例が発生するなど、電子記録化する過程の中でも、問題は存在していたと思います。
7667	地方庁	その他(社会保険事務所)	承知しておりません。	現在行っているとおり、またこれから予定しているとおり地道に台帳と突合していかないと、正確な確認は難しいと思います。	6、7年前は年金請求はご本人様の確認のもと行う行為であり、請求時に確認のうえ徐々に統合されていくものだと思っていたため、大きな問題とは感じていなかったが、現受給者、死亡者の方の年金にも多く漏れがあることがわかり、報道等で大きく取り上げられるようになった頃から認識が変わりました。	この問題がおき、記録関係はもちろんですが、社会保険への信頼が著しく損なわれたため、まずは信頼されるよう窓口・電話での対応を今一度見直し、親切丁寧に対応するよう心がけました。 もともと制度が別々に存在していたという制度的な問題が大きいと思いますが、やはり確認作業等が不十分ではなかったかと思います。
7668	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	完全な解決はありえないと思うが、少しでも手続き処理を早く行うためにも専門知識を待った人員の増や、業務の改善が必要だとは思う。	基礎年金番号に未統合の記録が多くあることについては認識していましたが、具体的に5000万件もの件数があることを知ったのはニュース等で報道されてからです。	年金特別便において本人記録に結びつく記録を見つけるよう取り組みました。反省点としては特別便について、もう少し現在受給されている方を優先的に対応できる体制であればよかったのではないかと思います。
7669	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	現時点では、住基ネット、カナ変換、氏名変更履歴、払い出し簿調査、などさまざまなお知らせ方法がされております。こつこつとこなしていく方法しかないと思います。ただ、業務に精通したマンパワーでないと、速やかにこなしていくには効率が悪いと思います。	記録の確認作業は、年金請求時に090、091、などの氏名表引によって確認していました。MWに登録されていない記録(統台帳)の存在をしりませんでした。よって、ないものはないと判断していました。TV等で問題視されていることによって年金記録問題を認識しました。	戦前の記録などが判明した人は、かなり高齢なひとががおおいので早急に年金の再裁定がされるように早く処理しました。 記録管理のずさんさによるものであるといわざるをえません。
7670	地方庁	その他(社会保険事務所)	自身の知る限り、特にこれ以上はないです。	来年から組織は変わってしまいますが、今後ともこの勢い・心掛けを持続したまま、現在の取り組み状況を続けていけば、と考えます。	基礎年金番号の他に手帳番号が存在することを知ったのは、社会保険に採用されてからでした。ただ、当時でも緩やかには手帳番号の統合は成されていたため、今後は自然に解消されていくものと思っていました。 年金受給者の方々の手帳番号がどれだけ残っているかといった実数値は、ニュース・報道を見て初めて知ったことであり、それ以外にも報道のあった種々の問題もメディアに取り上げられてから知ることが多かったです。	五十年余り続く組織の一員として、真摯に取り組むしか思い至らなかったです。 このような問題が起きた要因として自身が考え得るのは、広報不足と見通しの甘さと思います。 まず、平成9年に基礎年金番号通知書を送付していますが、そこに"他の手帳番号をお持ちの際は、ご回答お願いします"との文書が載っていることを、どれだけの加入者・受給者がご存知であったかが疑わしい。予算等の関係もあったとは思いますが、もう少し手帳番号の統合を強く呼びかけることができる広報を行えなかったものかと思います。 また、自身の年金を請求するときになれば自然と解消していくはず、との観点から、大きな勧奨を行えていなかった中で、受給者に比べ不相応な数の手帳番号が残っていたことが確認できた時点で、新たなアクションを行政として起こせていけたのではなかったかとの思いもあります。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7671	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	まず第一に、未統合記録を基礎年金番号へ統合整理していく作業を進めていくことが必要だと思う。そのためには、こちらの保有している未統合記録について本人への照会作業を進めていく必要がある。しかし、社会保険庁で保有している情報のみでは連絡を取ることができない者も多くいると思われるため、全国的に市区町村や各行政機関の保有している情報も利用し照会を進めることができればよいと思う。さらに社会保険庁が保有している古い記録自体にも、いまだすぐに窓口装置で記録内容確認できるものばかりではないため、過去記録の台帳との整理突合や収録作業を早急に対応すべきだと思う。 次に、今後新しい記録問題が生まれてこないようにするための対策も必要だと考える。年金記録問題の発生の一端には、制度の複雑さや各被保険者への制度周知徹底できていなかったこと、情報へのアクセスのしにくさなどが考えられるため、各行政機関との連携を図りながら制度周知をすることが必要だと思われる。たとえば、住基情報を利用した住所変更を国民年金第一号被保険者以外の者にも広げることができれば、連絡の取れない者の数は減るだろうし、各制度間の未加入期間についても住民票を確認したうえで離権処理を行えば、未加入期間による潜在的な未納期間の発生も防げるし、何より未納等の案内で年金制度に触れる機会が多くなるので知	存在を知った時期 ・18年4月入庁のため、年金記録問題についてはマスメディアに報道された同時期まで詳しく知りませんでした。 年金記録問題に対する認識 ・年金制度の信頼回復のためにも、組織一丸となって早急に解決すべき問題と認識しています。	年金記録問題への対応 ・早急な解決を図るために、率先して記録問題対応に取り組みました。たとえば特別便専用ダイヤルへの東京出張など。 また、事務所窓口応対時には、自身の記録について不安に思ってこられるお客様のため、親身な対応を心がけました。 反省点 ・対応を迅速に行うためには仕方なかったのかもしれないが、場当たり的な対応になってしまっていた点は反省すべきものだと思われます。 たとえば、特別便では確認していただけなかった国民年金の納付記録詳細などより具体的な記録については、再度定期便という形での送付になったこと。特別便送付時の窓口の混雑など、受け入れ態勢の準備期間が十分に確保できず、長期の待ち時間でお客様にご迷惑を与えたことなど。
7672	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	①戦後の混乱期や、なんらかの事情により氏名・生年月日を偽りながら厚生年金に加入をした方について ②厚生年金保険保険料の同月における得喪得の二重徴収(負担)	①広く、このような方がいることについて広報を行ない、加入した方より申出を行うよう伝える。 ②給付につながるようにする。	平成18年の不正免除問題より	法令・規則を守ることの重要さを思い知らされました。
7673	地方庁	社会保険事務所課長級以上	被保険者記録照会回答票(資格画面)において、オンライン化された当時から、カセット番号のままで放置されており、厚生年金番号を入力しても誰の記録であるのかが、判明しない状態であったと記憶しています。(記録の整備に該当する場合は、カセット開放の依頼が必要であった。)社会保険庁での保管記録であり、早急に解放処理(画面照写)していただいていれば、年金記録問題は、多少軽減されていたと思います。	年金制度が複雑になっているため、国民の皆様に対して、制度全体のわかりやすい説明が必要であり、きめ細かい広報活動が重要と考えます。 また、現状の取り組みの報告や進捗状況についてオープンにしていくことが求められていると思います。	オンライン化導入当時、昭和62年ごろ記録照会に携わっていた頃、事業所名称・氏名の読み方・生年月日の相違等が多く、オンライン上の記録整備は十分ではなかった気がします。また、複数の手帳番号を所持している方も多く業務を行なう中で、改善要望は出してきたつもりですが、ことごとくシステム改善が必要であり予算が絡む内容だと、改善がされてこなかったと把握しています。	現在は、システムの改善がされてきており、今後は記録整備を間違いのないよう慎重に行い、国民の皆様からの信頼を得ることが重要と考えます。
7674	地方庁	社会保険事務所課長級以上	①カセットに収録されていて、WMで確認できない記録が、いまだに存在する。(未統合(年金受給に結びついていない)番号が、現在何件存在するのか、私はわからない。発表がない?) ②住所・氏名変更等の2重届出の必要があることに対しての、被保険者(住民)の利便性・必要性の、公的機関の広報不足と認識性の低さ。	①カセット解除を、集中的に行うチームを編成し、対応する。 (現在(何時かの時点で)の、未統合番号の運絡が、ほしい。 ②住基番号の活用。住基番号と基礎年金番号を連動させ、住変・名変等を一体化させる。厚年被保険者・第3号被保険者の住所登録も居住地ではなく、住民票に合せる。加えて、医療保険制度と連動するカード(番号)を個人個人に配布(出生届け時に配布。年金番号もこの時付番。医療制度部分は、親の勤務先から関係機関を通して認定。雇用保険も同じ番号を使用。)し、集中して年金・医療機関・雇用保険の加入・記録確認のできる行政機関を設ける。そうする事により、年金・医療保険未加入期間の解消、早期適用を促し、最終的には納税者番号にも活用する。 本人が記録を確認したい場合は、関係機関(市役所・年金事務所)に読取装置等を設置する。万一、落としたでも、読取装置に氏名・生年月日・住所(郵便番号等)の何かを入力しなければ、具体的な記録が描写できないようにする。医療保険の場合は、医療機関で加入保険制度のみ読み取れるようにする。	認識 本人の申出主義による、記録整備に係る認識の欠落。(番号を複数払い出してしまい、一連の記録として管理できないシステム。) いつ頃 昭和60年4月1日採用され、その後昭和62年4月に業務課(健保・厚年適用課)に配属になりました。そこ、で厚生年金番号の重複処理をしだしたとき。	対応 事業所担当者に十分に確認をしていただくよう、依頼する。(当時原票による手管理であったため、WMで確認するにも年齢制限があったと記憶しています。) 反省点 特になし。当時としては、限界があった。
7675	地方庁	社会保険事務所課長級以上	逆に知らなかったことがたくさんありました。	大量人員を動員して短期間の決着という考えもありますが、どうしてもこの方法であれば処理が荒くなってしまいます。一方で、堅実な体制(経験者の確保)のなかで1件づつ着実に処理する方法も必要と思います。	あまり古い記録に携わる仕事は少なかったのですが、確かに記録照会でオンライン上で見つからなかった記録は多かったように思います。具体的に記録不備が大量にあることを知ったのは報道からだと思います。古い台帳の誤記だけでなく、生年月日を10日ごとにしている等の処理は全く知りませんでした。	1件づつ時間をかけて処理をしていくしかありませんでした。 根本的に他の官公庁において100年近くも記録を保管使用するという長期的なスパンが無かったことが大きな原因と思います。コンピュータの導入自体は 遅かったとしても、台帳の記載を含めてベリファイをしていない、という点が一番 の問題です。今後、システムの開発等は必要ですが、いかに正しい処理が長期間に渡り保存、 また必要に応じて速やかに検索できることが今からの長期スパンに必要であると考えます。
7676	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	人数の増員。	国民の大事な年金制度を扱っていることに対する意識の低さが問題であったと思います。 2年ほど前に知りました。	いい加減な処理を行わず、慎重に行おうと思いました。 基礎年金番号導入後に、手番がどれだけあるか把握し、国民に年金制度について周知するべきであったと思います。
7677	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員全力をあげて問題に取り組むとともに関係機関や事業所等にも協力を要請して取り組んでいかなければならないと思います。	マスコミ等で報道された時に初めて知りました。	職員一丸となって全力で取り組むようにしなければならないと思います。 絶対的に人員が僅少になってきており、組織の解体によって長年勤務された職員が自主退職したり、厚労省・厚生局に転任したりして、絶対的に年金に詳しい職員が少なくなっています。 転任などを凍結してでも一人でも多く年金に詳しい人の力をお借りして一刻も早く全力で年金問題に取り組まなければならないと思います。 私は入庁して数年しか経過しておらず、実務も経験していないので意見できる立場にはありませんが、各県独自な部分があったことなどが問題ではないかと思います。
7678	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	①厚生年金の脱退手当金の支給日が、その後の厚年期間中の日付けとなっているため、復活する事例がみうけられます。 ②お客様の都合でお名前や生年月日を変えておられる場合や事業所の届出誤りと思われる事例もあります。すべて社会保険庁が悪いといわれることが悲しいです。	解決は難しいとおもいますが、同じように脱退手当金を受給しているのに復活する人としない人がいることは不公平と思われます。	記録問題が明らかになるまで、記録は正しいと思いお客様の相談に対応しておりました。	平成19年以降の窓口では特に詳しく聞き取りをし、お名前も読み間違えやすい方の場合は、いろいろな検索をし、生年月日も特定せずなるべくその場で判明するよう努めました。以前年金給付担当しているときは年金裁定時には旧姓等氏名検索してできるだけ本人特定し裁定をおこなっていました。そのときには機械に収録されているのは正しいとおもっていましたので。WMに収録されている記録(フリガナ誤り・事業所記号漏れなど)が正しければもっと判明する確率が増えて
7679	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金の手番が判明し、統合したことにより国民年金と厚生年金の記録が重複した場合、重複記録を補正し国民年金保険料が還付になるが、判明した厚生年金の期間と国民年金保険料の前納期間が重複すると、一部のケースで厚生年金期間以上に還付が出てしまい、その期間が納付時効消滅後の期間だと、充当や再納付することもできず、未納期間が生まれてしまうことがあります。	上記のケースに限り、未納期間が発生しないように、時効後の期間であっても充当できるようにしてほしいと思います。	年金に対する信頼を取り戻すためには、絶対に乗り越えなくてはならない問題と認識しています。 入庁したときから、基番に統合されていない記録があるのは分かっていたが、当時は緊急の課題とは認識していませんでした。しかし、名寄せ作業により、年金受給者にも未統合の記録がかなりあり、本来受け取るべき年金が少なくなっている方が多くいる現状を知り、年金記録問題の重要性を認識しました。	窓口に来られたお客様に対して、1件1件ごつごつと丁寧に説明し、地道に応対することを心がけていました。 反省点は、事務所に来所や電話の相談が殺到した時に、事務所側の準備(職員の人数や場所の確保)が整っておらず、混乱してしまったことです。特別便を送ることによって照会等が増えることは予測できたはずであり、それに対する受け入れ態勢にも力を入れてほしかったと思います。
7680	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	現在対応しているとおり、年金特別便や年金定期便により被保険者や受給者あてに確認を依頼する。 各対応に見込まれる作業量に対して、適正な人員を配置する。	基礎年金番号制度が始まって以降、年金請求の際に統合するため、40年かけて解消していくものと認識でおりました。 また、国会で討論された「宙にういた5000万件」等がテレビなどで頻繁に報道されるようになって知ったと思います。	基礎年金制度が始まった際に、年金特別便等、現在のような対応をとれば問題は大きくならなかったと思います。
7681	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	事実が確認できるものについては早急に記録の訂正が行われるべきと考える。 確認できないものについては様々な要因が考えられるので一概に申し立てを認められるかどうかを決められるものではない。事実に近づける方法を模索して判断することが妥当である。 そのためには市町村等の官公庁からの戸籍、住民票情報等を提供してもらえる協力体制の構築がもっとも重要である。	当時のコンピュータ技術では記録を完全に統一することができないため、記録が複数ある方が多数いるのだと思っていた。 この問題については、採用当時、業務課として健康保険等の資格取得届等の処理の仕事をした際に複数の年金番号が存在している方がいることを知った。オンライン上に登録されてない記録があることは昨今の年金記録問題が表面化したときに初めて知った。	同一人物と思われる方に対しては事業所に連絡を取り、同一人と確認が取れた場合は重複取消届を提出してもらい、登録した。不明な方については本人住所へ疑重複調査用紙を送付し、回答を求めた。 反省点としては、当時のコンピューター技術と現在の技術を単純比較することに無理があるものの、オンライン化されたときに、被保険者の漢字や読み仮名、生年月日等をいい加減な形で登録したまま改善がされていなかったこと、紙台帳のまま、データ登録されていなかったことが大きいと考える。 また、被保険者が働いてた当時に氏名や年齢や生年月日を偽り労働していた方もいたために、発見困難になっているケースも存在しており、被保険者の一部にも反省するべき点があると思
7682	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	今やれることを正確にきちんと処理する以外にないのではないか。	受給権発生時にご本人様に確認しているので、完結していると思っていたが、出来ていないものがたくさんあった。 圧倒的な記録の多さをその時代時代に出来ることに取り組んだと思うのに結果を聞くと残念である。	職員の健康に気をつけ、目の前の仕事をきちんと処理する以外にないと考え取り組んだ。 コンピュータの進歩に合わせて、人、物、金を入れて過去の紙記録の見直しや索引方法の工夫をしておけば、これほどの問題にはならなかったのではないかと思う。 正確な記録を安全に長期間保管することの役割を強く感じている。
7683	地方庁	その他(社会保険事務局)		人員を増やし、経験者を軸に集中的に対応する。 待遇を下げるとモチベーションが下がるので、そこは上げていかなければならないと思う。	報道により、年金問題という言葉を初めて耳にした。(平19年ごろ) 基礎年金番号に未統合、若しくは、基礎年金番号化されていない 手帳番号が数千万件あることが問題として取り上げられた。 ただし、保険料を納めたのに記録として残っていない(横領等)は別として、 大半は、手番の手帳を持参している、職歴、住所記録から本人記録と 断定できる場合が大半で、年金受給の際に記録が精査されると認識 していたので、過度に国民に対し、不安を煽ることが問題ではないかと感じた。	いままであった納付等の記録が、さも消えてしまった的な報道をうけ、心配に なり窓口にいらっしゃったお客様に対し、記録が残っている、決してあるものが無くなってしまっているわけではないこと等、分かりやすく説明、対応した。 WMの機能の更なる充実を図るべきと考える。(現代のPCに近づける。) ・WMの氏名(社名)検索機能で、フルネームを入れなくても、一部の漢字 、カナからでも検索できるようになれば、もう少し幅広く調査できると思う。 ・手番記録で、氏名がカナのみでWMに収録されている記録について、 紙台帳の漢字をWMに収録し、加入記録も整備する。 ・事業所名収録ファイルについて、紙台帳をもとに収録を進め、更に新適全喪でもその後の整理記号が追うことができるシステムを構築する。
7684	地方庁	その他(社会保険事務所)			19年頃国民年金推進員として訪問活動中にお客様から相談をうけて記録の誤りを知りました	お客様の立場になって考えて年金制度不振にならないように事務所に確認後懇切丁寧に対応しました親身になってわかりやすい言葉で説明対応すれば納得していただけると思います
7685	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	特別便、定期便等の照会に対する調査回答や再裁定の早期対応、解決に向けて人員の大幅な増員が必要であり、現状の中での体制作りでは、現場の本来業務が遂行できなくなってしう。	加入記録や納付記録が漏れていることは行政の記録を管理する立場ではあってはならないこと。加入記録の漏れは平成9年の基礎年金番号導入までの記録の管理や制度に問題があったと考える。	記録問題を最優先にし、特別便での窓口対応や記録調査に積極的に取り組み早期解決に努力した。記録管理の重要性、事務処理の正確性が求められており、事務処理誤りが発生しないよう環境、体制、意識の構築が必要であると考える。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7686	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	判明していない記録の大半は、古い記録であることから、高齢者の方々の記録であり、短期間に集中して早期に解決を図ることが必要である。 そのため、解決達成時期を定め、業務量に見合った人員配置を行う。 また、文書による対応には限界があるため、直接対象者に対する聞き取りを強化する。	①記録の管理方法に問題があったこと。 特に、紙媒体から電子媒体管理に移行する時の、チェック不足が記録問題の大きな要因と考えます。(平成18年12月頃) ②年金番号払出時における、重複符番の防止が徹底されておらず、多数の年金番号が払い出されていたことにより、年金裁定時における記録確認が不十分であったことも一因と考えます。 記録確認の不十分となった要因のもう一つは、申出のあった記録のみしか本人と記録として認めることができなかったことにもよると考えます。(昭和60年頃)	①については、既に記録の電子媒体管理が完了していたことから対応はできませんでした。反省点としては、現在行っているようなダブルチェックを行う等慎重な処理を行う必要があったものと考えます。 ②については、取扱上どうしようもありませんでした。また、改善に対する提案制度もありませんでした。反省点としては、請求者に対する情報の提供が現在行っているところまでできていればよかったと考えます。
7687	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	なし。	費用対効果の側面も考慮に入れるべきではないかと考える。 個別の期間調査においては、早期の解消(期間調査回答・再裁定)が求められており、調査者の調査能力の差もあるがここまで調査したとの一定の割り切りも必要ではないかと考える。	記録問題としては19年の騒動(5000万件)で知るところとなった。 入庁当時(S46年)地方現場では、国民年金では社保事務所まで廻って来た検認票を台帳に消しこみをし、その台帳記録をさん孔紙テープで進達するのみであり、厚生年金のように被保険者原票に打ち込んだ標準報酬でもって保険料を算出するための再計算(算定基礎)することがなかったため、消しこみ漏れや、すでに管轄外へ転出している者(台帳)、所在不明で不在者扱いになっている者の最終管理が不確定な部分は残ると感じてはいた。しかしながらこの5000万件という数字に驚かされたのも事実です。 短期給付ではなく長期的な記録に基づく給付であるため、当時は年金、特に老齢年金などは小遣い程度との一般の認識で重みがおかれていなかった。社保事務所では「花」の業務一課といわれ、健康保険が主流の時代でもあった。	当時、個人的には、消しこみ漏れのないよう、計算間違いがないよう気を配ったつもりではある。 国家的に長期的記録管理であるとの認識で以前から十分な予算を受け、機械化・アフターフォローができていればこれほど大量なものとはならなかったのではないか。
7688	地方庁	社会保険事務所課長級以上	年金給付等関連業務に携わったこともなく、公表されている程度の知識以外は知りません。	膨大で複雑な処理を要するので、些的な問題については人的な手当てを配し、複雑性の問題については専門スタッフを配するなどして正確にスピーディな対応が必要と考えます。	消えた年金と報道されるまで、記録問題の存在も認識しておらず、恥ずかしい限りです。年金記録問題とは、被保険者であった方が実際、保険料を納められた被保険者期間が年金に反映されていないとは、詐欺行為のような事象であり、国の信用を大きく失墜させた大変な問題と認識しています。	年金記録問題により、被害に遭われた方には誠意を持って対応し、高齢者の記憶の定かでない方などにも出来るだけ、当時の記憶が戻せるよう対応し、できるだけ、救済できるよう対応してきました。 現時点の反省点としては、私たちの職場が年金は被保険者の申請により支給されるものと言う受動体勢で処理を行なっていたため、本人が申し出られてから記録を整備したり、申し出なかったなかった期間が漏れたり、記録の整備が不十分だったため、申し出られた期間が確認できなかったりした結果消えた年金と問題を発生させて要因と思われます。受動的体勢ではなく、年金保険料を払われた方には払われた期間に対する正当な支払いが出来るよう事前に整備準備す
7689	地方庁	その他(社会保険事務所)	ございません。	全職員が、法律・制度の趣旨を的確に理解し、また、業務の内容・やり方についても的確に理解・把握する、その上で、各自が職責・職務を担う・行っていくことへの高い意識を保持していく。 当然、組織として各種研修や意見交換の場等、人材育成の向上も不可欠である。 あわせて、規定・マニュアルどおりの業務の遂行、法律・業務マニュアルを習得する、各種文書・伝達事項を精読・理解する、のは各自の意識・努力はもちろんですが、人的・時間的余裕及び改善も必要と考えます。	当該問題が判明するまで個人として組織全体として、全ての対応・全ての業務の遂行に対し、問題意識・責任感がかなり軽薄であったと痛感させられました。 判明した問題によっては以前から。	課せられている・担っている職責・職務を今一度理解・認識しなおし、全ての対応に対し、最大限の努力をするとともに誠実かつ謙虚に努めるように心掛けてきました。 自分も含め、本来習得しておくべき知識を習得し、あらゆる局面に対応できる職員がどれだけいるか。全職員・組織全体ともに常に知識・意識の向上に努めていくことが不可欠であると考えます。
7690	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていない問題については、存じておりません。	年金記録問題については、解決に膨大な処理量および時間がかかっております。経費はかかるかもしれませんが、OBの活用など人員をふやして対応能力を増やす必要があると思います。その中で退職されたかたでもいいので年金経験者を少しでも増やし、アシスタント職員等で携わっていただくようにするのもひとつの方法と思います。	私も恥ずかしながら、おおやけに好評されるまで、このような大変な問題点が内在していることを承知しておりませんでした。マスコミ報道にふれてから知りました。	とにかく担当が違っても年金記録にかかわる部分でお手伝いする、あるいは年金記録にかかわる方が少しでも仕事ができるように、担当が違ってもできる範囲で業務の手助けを行いました。 この問題点として、皆が日々の業務に埋没してしまい、一歩はなれたところから客観的に年金という業務を、特にお客様の視点からながめることができなかったということがあると思います。すでにそうですが職員の意識改革をすすめて、あらためて年金という仕事に一からスタートをきるつもりで努力していく必要があると思います。
7691	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。		年金記録問題を知ったのは平成19年頃です。 手帳記号番号を基礎年金番号へ統合する作業を進めることが出来なかったことで生まれた事として認識していました。 当時はここまで大きな問題として発達していくとは考えてもいなかったと思います。	年金記録問題によって生まれたお客様のや不信感、不満、不安な気持ちを取り除き、安心させるという意識をもって対応しました。 この問題についての反省点としては、基礎年金番号制度が始まった時に特別便のような取り組みを行わなかったことだと思います。
7692	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	ご本人の記録が本当にあるのか無いのか、名簿を初めから終わりまで見るしかありません。	国民の加入記録をコンピューターで管理しているにも関わらず、一部確認が出来る状態になっていないのは、国民に対して大変申し訳ない問題と思っていました。 国民年金がオンライン化なった昭和59年2月の暫く後の事です。又、紙台帳の時においても、市町村との記録不突合もありましたので、採用された昭和50年4月から暫くしてからが一番最初です。	探す努力をしました。 そもそもオンライン化する際に、データをどのようにして作成したのかだと思います。パンチャーが打ったものを二重チェックしたのか(普通は二人に同じものを打たせて同じであればO. Kとするのでしょうが)、又、名簿には読み仮名が無い為、打つ人がそれぞれ自分の国語力で作成しており、せめて書かれていた漢字の名前も表示が必要だったと思います。氏名が確認できず空欄だったり、カセット記録のままにしておいたり、記録を正確に補正してこなかったというより放置しておいた事が問題です。 記録が災害にあった事務所では、その記録の修復を行ったところもあると聞いていますが、作成した時の二重チェックが不十分であったとも聞いております。 記録はあるのだが、その人の記録として探し出せない現状を作って来た事が最大の反省点と思
7693	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	上記(6)の問題解決については、問題点を知らないため方策は「なし」です。 年金記録問題全般については、 丁寧かつ正確に回答するには時間や知識をもった人的措置が必要であると思いますが、たとえば、厚生年金保険の喪失ファイル(021－1届書コード)の変更履歴を残すなどシステムの再構築も必要であると思います。	被保険者や受給者の方たちにとって、老後の生活設計の基盤を支える年金の基になる大切な記録であると認識していました。 存在することを知ったのは、本人記録と思われる未統合の手帳番号が多数あることが年金記録問題とするならば、平成9年1月からになりますが、老齢年金請求時には解決することであると思っていました。	お客様からの相談の時には、わかりやすい言葉で対応し制度を理解していただくよう努めました。 また、疑重複番号が判明したときや、基礎年金番号重複リストの処理にあたっては、お客様に文章案内を送付し返事をしていただきたくよう工夫も行いました。 社会保険庁としての問題意識のなさ(二重チェック)、行政としての努力の足りなさもありますが、制度周知が不足していたことも大きな原因だと思います。
7694	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	今まで同様、未統合の厚生年金の記録については、住所の登録等がない以上、受給権者及び被保険者の皆様の申し立てに頼るしかないと思います。 あとは、オンライン上の記録と全台帳を突合するしかないと思います。 それでも記録が確認できない方は、第三者委員会の判断に任せるしかないと思います。	年金記録問題は、ご本人様が、納付された記録でありながら、未統合のため受給に結びついていないことなので、少しでも早く判明し、受給に結びつけていただきたいと思います。 最初の年金給付課に配属されたとき(平成3年)、私が年金の請求書を受付するときには必ず、氏名((旧姓)索引をしていたのですが、意外に未統合の記録があるなあとは感じていました。受給権者の方でも未統合の記録がこんなにもあるとは思いませんでした。	年金請求受付時、及び記録を確認にこられた方には必ず、氏名(旧姓)索引をし、本人様の可能性が高い記録については、確認のうえ本人様のものであると確認できた場合は、その場で届出をしていただき統合処理をしていました。 反省点としては、台帳に本人の住所及びフリガナが記載されていなかったこと、台帳からコンピュータに収録する際、もっと丁寧にされていたらと思います。 あとは、基礎年金番号が導入された際(平成9年)、通知書の送付時に、今回のような特別便で対応していたらよかったのではないかと思う。 年金手帳発行時、手帳はひとり一冊ともっと周知(年金制度の周知不足ともいえる)されていたらとも思う。
7695	地方庁	その他(社会保険事務所)	1. 厚生年金の記録が判明することによって、年金額が減額されるケース(4種期間が削除されたり、短期の障害年金や遺族等で平均標準報酬月額が下がるケース等)が度々あり、期間が増えたのに年金額が下がるとはどういうことかとお叱りを受けるケースがある。マスコミや議員先生は、記録を見つけて1円まで払いますとおっしゃるが、記録を見つけることによって金額が下がるケースについてはほとんど周知されていない。 2. 記録判明による再裁定処理や新規裁定の時効特例等について、マスコミ発表では3ヶ月程度で支払っているとのことであるが、実際は1年近くかかっている方も沢山いる。そのため、事務所窓口では毎日といっていいほど苦情処理に追われている。	1. 記録判明によって減額されるケースについては、少なくとも現状の年金額を保障するような特例法等はできないものか。また、もし特例法が難しいならば、記録問題については本人の責に帰さないものであれば、過去5年分の返納はしなくても良い等の取り扱いができないか。 2. 記録判明した場合の再裁定処理等について、過去の支払分については手作業で行わなければならないと思うが、今後の支払だけでもWMで自動計算して、次の支払月の分から増額等できるようシステムを組み直してもらいたい。	私が入庁したのは平成9年11月であり、その時は基礎年金番号が導入された後であった。一人にいくつかの年金番号が付いているときは、基礎年金番号に統合していくよう指示を受けており、今後年金番号が重複して持っている方は減っていくであろうと思っている。ただ、今回の問題であった特殊台帳等の事については今回の報道で知った一人であり、どうしてコンピューター化されなかったのか不思議でならない。事務所の人間の多くがそう思っているのではないか。	平成9年の基礎年金番号導入以前は、そもそも国民年金と厚生年金は別の番号で管理されており、基礎年金番号導入により徐々に基礎年金番号以外の番号については統合処理していくというのは通常の流れであると思う。これについて、我々社会保険庁の人間の怠慢というならば、そもそも年金制度発足時から基礎年金番号制度で行うべきだったのではないか。これは、政治的な部分でもあると思われる。 ただし、年金請求時において、本人記録と思われるものがあるにもかかわらず、本人が思い出せなかったりした場合は別人扱いとして統合処理を行ってこなかった点については、親切な対応ではなかったと思う。当時のマニュアルがそうなっていたためではあるが、現在のように思い出しやすいように記録のヒントを促してあげるなどの対応が必要と思う。
7696	地方庁	その他(社会保険事務所)	船員保険は、手帳の番号さえ、当時は付番されておらず、調査に長時間要するだけでなく、調査内容に疑問が生ずることが多く見受けられます。業務センターへ調査依頼を行って、2年もの時間をかけて、回答が来たかと思えば、該当記録なし。その間、再三に渡り督促を行って、同じ照会の件に2～3度回答がくるうえに、回答内容も相違している。1回目の回答は、該当なしで、本人へも回答したのに、その後、2度目、3度目の回答で台帳確認で回答が来ることもしばしばあるため、本人への説明にも苦慮する。	旧台帳で確認できる記録は、既に仮番を付しているかとは、思いますが、仮番があったとしても、事業所記号もなく080にて索引も困難。旧台帳について何かにアクセスしたら、事務所段階で確認できるのであれば、効率が良いかと思われる。船保だけに限らず、930のカセットオープンにしても、当初、業務センタでは、あれだけ時間がかかり、待たされたあげく、最終的には、旧台帳を事務所に送るので、事務所で処理を！とのことになり、限られた時間で、補正できる人員も少ない中で、それでも事務所で行ったほうが、早かったと思われます。	平成19年の7･8月頃に特別体制がとられて大きな問題と認識したが、台帳からコンピューターへの転記ミス、転記漏れが、主なものではないだろうか。本人が、いくら何冊も手帳を作り、手番が何件もあったとしても、記録さえしっかり、WM上にあれば、氏名索引等で確認ができ、1件の調査に時間がかからなかったと思う。	1件でも多く申出の内容確認し、本人へ速やかに回答をしたい、期間照会担当ではなくても、調査に自ら、時間を見つけて行った。期間照会担当になったときは、平日のサービス残業はもちろん、土日に事務所に出てきて、1件でも回答が進むように取り組んだ。窓口の苦情のお客のために、少しでも、お客の納得できる説明ができるようにと、業務センターへ調査中の進捗状況を確認しても、膨大な量なのでと、何時ごろの回答ができるかおおよそのことも答えてもらえず、書類の確認もしてもらえない。現場と本庁との意識の違いが、大きく感じられました。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7697	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	これまで取り組んできた年金記録の確認事務を継続し、一定程度経過後に国民の皆様にプロセスを十分周知をした上で、次の施策を実施する。 なお、この場合において、新たに記録が判明し年金額が減額となる場合には、当庁において記録の確認に瑕疵があったことから、従来の年金額を支払う仕組みを定め記録を全て統合することとし、オンラインシステムでの事跡管理を徹底する。 ①当庁で保管する旧台帳の漢字氏名、生年月日及び住所が完全に一致(複数人に該当する場合を除く)するときは年金額を改定する。 ②複数人に該当する場合は、それぞれに内容を明示したお知らせを送付し、ご本人からの回答(期限を設ける)に基づき判定し、ご本人や遺族年金の受給者が亡くなられたり認知症で確認できない場合は、可能性のある相手方が明確に否定した場合に①の取扱いを行う。 ③上記によっても統合できない記録については、可能な範囲で情報を公開(ネット・市長村窓口等)し、一定の申し立て期間を設け、申し立てがあった場合に統合する。重複申出の場合は、第三者の判定機関を設けて決定する。 ④③によっても統合できない記録については、当該記録のみで年金支払予想額的な金額を算出し、その取扱いについて国民(国会)の結論にゆだねる。(年金の支払財源＋現役世代の保険料財源にあてる等) 注)①②の場合においては、対象者の年金額改定に対する意志表示の機会を設け、辞退された記録については、③④の処理は行わない。	入庁後、全力で職務に当たってきたと自負しており、適用事務は勿論のこと、20年程度前に加入期間の調査や、10年程度前に年金給付事務に当たっていた期間についても、当時の規定の中で最大限の情報提供を行い、請求漏れのないよう努めてきた。 当時から、幾分かの記録の統合漏れや年金の未請求があることは認識していた。	これほど多数の記録が存在しているとは考えておらず、また、当時の請求主義の法律体系や記録管理システムの下では、やむを得なかったと考えているが、内部でいち早く問題点を洗い出し、記録システムの改善等ができなかったのかと悔やまれる。 自分自身の年金記録の管理に対する認識の低さとともに、社会保険庁全体で問題点を出し合い、改善につなげる場や機会がなかったことが反省点と考える。
7698	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			年金制度の根幹から揺るがす大きな問題と認識していました。 平成19年にマスコミ報道が相次いだことで、記録問題の存在を知りました。	ルーティン業務を疎かにせずに、片や記録問題にも取り組む必要がある、非常事態だと認識しました。 反省点としては、過去から積み重ねてきた5年に1度の制度改正に対し、その都度問題点の先送りを決断せざるを得なかった政府全般の組織体制、その中でも、法令面と実務面の意識の乖
7699	地方庁	社会保険事務所課長級以上	世間一般に知られていない問題ではないかと思いますが、一応記入します。 事業所が資格取得時に取得年月日及び標準報酬月額を偽って社会保険事務所に提出する事例が多い。 事務所の総合調査、会計検査院の検査でもよく見られる事例ですが。	社保事務所の調査を毎年全部の事業所に対して行うことは、現実的には無理です。 取得後最初の算定基礎届に、雇用契約書や賃金台帳等をすべて添付させるようにするとかすれば、誤りを少なくできます。無理だとは思いますが。	①統台帳時代の記録が重複取消されていないケースがあることは気づいていました。昭和58年頃、適用関係の業務をしている時。 ②徴収課に在籍していた平成6年頃、収納率が99．9%の事務所があると聞いて、普通では考えられないことだと思いました。	①特に、対応は取りませんでした。 オンライン化された時に、コンピューター時代になったのだから、その時点で社会保険庁として対応できたし、すべきだったと思います。 ②今で言う、選及全喪とか認定全喪を行っているらしいというわさは耳にしましたが、特に対応は取りませんでした。 その当時は、収納率を0．01%でも上げるために苦労をし、コンプライアンス意識とかは持っていませんでした。 基本的な意識に欠けていたと思います。
7700	地方庁	その他(社会保険事務所)		個人あての記録の送付(定期便)等で、引き続きお知らせする必要性はあると思う。また、年金請求時点における最終的な、記録の確認についても、できれば、相談等で面談できれば一番いいと思う。	厚生年金の期間照会の業務を行っている時、WM上事業所の記号が入っていないもの等については、本人からの照会の事業所かどうかの確認をするのに、大変苦労しました。 また、紙の台帳からWMに切り替わった時に、ひとつの会社の記録がそっくりもれてしまっているような状態で、年金請求されているようなものもあり、本人からの聞き取りの重要性はとても感じていました。 最初に期間照会の業務を担当したのは、平成15年の頃です。	期間照会の業務を行っている時、また、現在特別便の回答の作業を行う中で、書面だけでは判断のつかないもの等、本人と電話にて聞き取りを行ってきた。 県内だけでなく、他県の状況も確認しながら、期間照会業務が迅速に行えるように心がけた。 (本社一括適用の事業所の把握等) 一番は、紙の台帳からWMへの切り替えの時に正しく移行できなかったことだと思う。もれや、入力誤りも多いと思う。 あと、年金請求時における本人の記録確認が不十分だったのも結構あったのではないかと思う。ここで確認できれば、現時点まで引続くようなもれや誤りが少なかったと思う。
7701	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金任意加入中に厚生年金加入期間が判明した場合、厚生年金の取得日以降の国民年金保険料が還付になる件について。 このような場合、厚生年金喪失日以降に国民年金任意加入の申出がなかったため、厚生年金喪失後の国民年金保険料を当時納めていたにもかかわらず還付となり、年金額が減額になる等の影響がでてくることがあります。	類似のケースとして、国民年金第3号被保険者期間中の厚生年金加入記録が判明した場合、本人の申出があれば厚生年金喪失後に国民年金第3号被保険者の届があったとみなすと変更されたように、国民年金任意加入者にも認めていただきたい。 国民年金任意加入者は、当時の生活の中から将来の年金のために国民年金保険料を支払い続けた方が多くおられます。年金として反映できる制度に改善していただきたい。	採用後から数年後に新聞報道等で年金記録問題について取り上げられた時に存在を知りました。 以前は、厚生年金、国民年金などの各制度によって異なる番号を複数あるのは、被保険者本人の記録が抜けたりする可能性があるだろうと感じておりました。	正直なところ、年金記録問題が新聞報道等で話題となり、実際にお客様と接する度に、自分の扱っている仕事は被保険者本人の生活の重要な役割を担っていると実感していきました。 反省点としては、私たちは被保険者本人の過去現在だけでなく、未来の生活にも影響する記録を扱うという使命感をもって常に業務を遂行すべきであったと感じております。 また私自身も、年金記録問題は、その被保険者本人の将来受取る年金に、ひとつひとつが繋がっているのだと常に意識して対応を心がけるこうになりました。
7702	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		人が足りないので、人を大幅に増やすこと。	・過去からの集積 ・平成19年7月	・出来る限り対応してきたつもり。 ・過去からの集積。
7703	地方庁	その他(社会保険事務所)	問題とまでは思いませんが、「年金定期便」では各月の標準報酬月額が記載されております。記載されている標準報酬月額が、事業主から提出された算定基礎届によるものなのか、職権により「保険者算定」されたものなのかの記載がない。 保険者算定した標準報酬月額と実際の月額とが相違する場合、二年以上遡及する事案については、第三者委員会を通じて訂正され、現存事業所であれば、幹旋保険料を徴収することになるが、全喪事業所等については、記録訂正され年金受給額に反映するのみである。法人の役員であったり、事業主の家族であったとしても保険料請求が行われていない。 定期便により標準報酬月額を毎年お知らせしていることを鑑みて、平成21年度の標準報酬月額より二年以上遡及した標準報酬月額については、年金受給額に反映させない等の措置を考えないかぎり、標準報酬月額の問題については、終わりがないように思う。	算定未提出事業所の「保険者算定」を行わないように督促や事業所調査を徹底的に行うことが必要であると思います。 また、年金定期便により毎年の状況をお知らせしていることから、平成21年度よりは申立期間の時効を設けるべきだと思います。	平成9年の基礎年金番号制度発足時等のその時点、その時点で解決しなければならなかった事案、必ずやらなければならない事案について積み残し、下まで情報が共有できていないことで「統合されていない手書の問題」「マイクロとの不突合」「標準報酬月額にかかる問題」「未適用事業所に関する問題」等々の問題は、平成9年の基礎年金番号制度発足時等のその時点、その時点で解決しなければならなかった事案、必ずやらなければならない事案について積み残し、下まで情報が共有できていないことで発生したと考えています。 各問題については、問題がクローズアップされるまで知りませんでした。	苔与未提出事業所、算定未提出事業所をゼロにするように努めた。 また、問題事案の先延ばしをせずに処理することに努めた。
7704	地方庁	その他(社会保険事務所)	存知ません。	世間一般に知られていない問題は存じませんので、わかりません。	基礎年金番号導入後の資格の異動時に他の番号を登録していき、その機会から漏れた番号は年金裁定の時に全て登録するものと認識していました。 基礎年金番号に登録されていない番号があることを承知したのは、導入時の平成9年1月です。ただ、記録問題としてクローズアップされた内容(5000万件等)は、報道があった平成19年でした。	基礎年金番号導入時に他の番号を保有している者については、資格の異動時に確認ができた番号をその都度登録してきた。その際、市町村役場に対して、窓口で他の番号を届出時に確認するよう指導等を行ってきました。また、会社担当にも同様に他の番号の確認を指導してきました。 更に、年金請求時に職歴の確認を徹底することにより記録漏れを防止してきました。
7705	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	カセット未オープン記録等WMに未収録記録をすべて早急に整備、また、事業所整理記号等についても収録をしてほしいです。お客様が来所され相談があったときにスムーズに進むのでは・・・。	とても重大なことと認識しています。 年金記録問題がマスコミにて報道されるようになったときに知りました。その前から、いくつも番号をもっており、手帳を無くしてしまい記録がわからなくなっている記録がある方は多少はみえるとはおもっていましたが、年金請求時等に整備されていると思っていましたので、こんなに多いとは思いませんでした。	来所相談時においてお客さまの履歴を確認し、未収録の記録について名簿等を索引し未収録記録の調査等をしました。 平成9年基礎年金を付番したときから手帳番号のみの統合ではなく加入歴の確認についても同時に行っていればよかったと思います。
7706	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		大量の人員投入が必要。 本人記録と判断できるものは職権処理。 確定できないもののみ本人へ確認する。 高齢者等が多く、本人への確認行為では、統合できない記録が多数残る。	制度(システム)の問題と職員意識の問題と被保険者本人の問題が複雑にからみあって発生したもの。	何もしていない。
7707	地方庁	その他(社会保険事務局)	これまでの一連の記録問題で世間一般にはかなり制度の仕組みが理解させて来ているところですが、現状でも厚生年金記録において事業所が変更となった場合、前職から引き続いての年金番号を使用しなければ、記録が繋がらないことを知らず、新たに新規の番号で登録される方が少なくないと思います。 社会保険事務所においても過去の年金番号がある場合、本人あて照会をかけてはいますが、結果、新たな番号を払い出さなければならず将来の年金記録問題を生み出し要因となっていると	本人の年金に対する意識がなければ、将来また今のような記録問題を起こかねないと思います。 住基ネットの活用をはじめ、国税関係の情報や雇用関係の情報等、個人の情報を集約できる法律を整え、個人に負担をかけることなく年金記録を整備するシステムが必要だと考えます。	年金制度の根幹を揺るがす問題であると認識していました。 マスコミ等による「消えた年金」が報じられて時に知りました。	記録問題が取り出された当時、私は年金相談室にて窓口対応をさせて頂いておりました。窓口にお見えになられたお客様の記録について時間の許す限り、その場で検索等を行いひとつでも未特定な記録を減らす事に重点を置いておりました。 個人の保険料納付情報や就労情報については、本人特定を行いやすい情報(納付者の表示や住所等)の管理や充実した広報を行っていくべきだったとのではないかと考えます。
7708	地方庁	その他(社会保険事務局)	いままでに報道などで、一般に知られている事以上のことは存じ上げていません。	ひとつは、さらなる第三者委員会の基準緩和と思います。 もうひとつは、今回にかぎり超法規的措置として申し出のあった方の記録は基本的に認める扱いとされるのが望ましいのではないでしょうか？不正受給があった場合の罰則を強化する事で、虚偽の申請を抑制することも必要と思います。 解決に向けるためには、私は以上のように考えます。	基礎年金番号が出来るまでは、一人が複数の番号を持つことがおかしなことではなかったので、この様な問題とは認識していませんでした。 このことが問題であると気がついたのは、平成15年に年金給付課に配属となり、裁定事務を行うようになってからです。	私は、当時の上司の指示もあり、裁定の請求の段階で、氏名検索と女性の場合旧姓での氏名検索を強化しました。そこで記録が出てきた場合本人へ再確認をして、ほかの番号の記録を漏らさず裁定するよう心がけていました。 反省点としては、早くから一人に対して複数の番号を払い出さないように対策を考えるべきではなかったかと思います。
7709	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	特にありません。	基礎年金番号制度スタート(平成9年1月1日)以前は 手番号(国民年金番号・厚生年金番号・船員保険番号・共済)が あり、それが統合されていないため、発生している問題だと認識していました。 存在することを知ったのは、平成14年頃からです。	相談に来たお客さまに対して、ほかに瞰歴等がないかどうか、記録にもれが 無いかどうか、常に意識して、特別便の始まる前からなるべく未統合の記録を 減らすように心がけていました。 未統合の記録が発生した経過について、国民の皆様へのご理解・周知が 不十分であった点が反省点だと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7710	地方庁	その他(社会保険事務所)	一般に知られていること以外は存じません。	現在年金記録の調査を担当課だけでなく事務所職員全体で行い、少しでも早い解決のために努力しています。しかしまだまだ解決までの道のりは遠く、有効な方策がもとめられています。限られた人員で効率よく処理するためには事務に精通した職員をなるべく多く配置し集中的に処理していくことしかないのではと考えます。また休日出勤についても全職員を対象に今後も続けていく必要があると考えます。	基礎年金番号に未統合の記録があることなど、記録の整備については、年金請求時までに整備を終えれば問題ないものと教えられ、数年前にマスコミ等で問題になるまでそのように認識していました。 ただ、旧台帳の記録が収録もれになっていることについては、将来どう対応するのだろうかと自分なりの不安をもっていました。	年金相談等の際には、ご本人に結びつく記録がないかあらゆる角度から調査し、きめ細かく事務処理にあたってきたつもりですが、反省点として自分たちがやっている仕事が将来どのような形となって表れるものかを常に見据えておくべきであったのではないかということです。。私を含め皆が自分の仕事に疑問や矛盾点はないか常に考え少しでも疑問に思ったらその時にもっと声を大にすべきでした。そうすれば大きな問題になる前に何か方法が見出せたかもしれません。
7711	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていない問題については、私自身わかりません。 新聞、テレビ及び業務上の通知で知りうる範囲の事しかわかりません。 ただ、現在の名寄せは不十分である。なぜならば、カセット未開封記録がまだまだたくさんある。それを完全に開いた上で名寄せをしなければ意味がないと思われます。	名寄せのシステムはできましたし、それを活用していくことが重要だと思います。 ただ、それだけでは、全件解明は困難だと思われる。最終的に全件解明しなければならない事のため更なる努力、具体的には電話照会での突合、本人だと思われる方への個別訪問などが必要と思われる。やはり、手紙や通知だけでは回答をいただけない人も現実には存在します。また、既にお亡くなりになられている方の記録統合は困難であるため、家族親類への確認も必要であると思われる。さらに家族親類がいない身寄りのない人の手番は判明が困難であるため、最終的な解決に至るには職員全員で取り組むのはもちろんだが、何らかの政治的な判断が必要になるのではないか。	現在は、一刻も早く解決しなければならない問題であると認識していますし、解決に向け日々記録問題に真剣に取り組んでいますが、いわゆる宙に浮いた年金の記録の事は就職してすぐに平成9年に基礎年金番号が出来るまでは、厚生年金、国民年金はそれぞれ別に番号が払いだされていて一人で何個も番号を持っている人もいるし、厚生年金の資格を取得する際に戸籍や住民票の提出を求めないため生年月日や名前を偽り働いている人も存在するということを教えてもらった。その当時は、現在のような状況が起こるという認識は持っておりませんでしたし、たとえ今現在は、番号を一人でいくつも持っていたとしても、年金を請求するときにご本人様からの申し立てで記録確認をし基礎年金番号に統合を行うから大丈夫と教えられた。	就職当時から宙に浮いている年金記録があるということは(8)に記載したように認識してましたが、当時はその番号はたとえ間違いなく本人の記録だと思っても本人からの申し出がなければ統合することはできませんでした。私自身も間違いなく本人だと思う記録もこちらから本人に教えてはいけないと指導されました。たぶん、社会保険の業務を行っている者は一度はそういう思いをした経験があると思います。 現時点で反省点をあげるとするならば、当時から、手番を一つずつ統合しておけば現在のようには大きな問題になっていなかったと思います。 今後は、その場で直ぐに未統合手番を解決していくことが、何よりも重要だと考えます。また、資格取得の際に戸籍などの添付も考える必要があるのではないか。そうでなければ、また今後も生年月日や名前を偽る事も考えられます。
7712	地方庁	社会保険事務所課長級以上		厚生年金の記録でカセットが開示されていなくて、記録がその人のものかどうか確認をするのに、時間がかかる。もう少し早急にできないか。	年金のきろくが、機械化される時に氏名・生年月日等まちがって入力されていたために、別人のものとなったりしていて、特定することができなかった。 この問題がはじまった時にものすごい相談者の方が訪問して、大変な状況であった。この問題が存在すると知ったのは、この問題が生じる前に庁から厚生年金の払出簿と番号を書き出す作業をおこなった頃です。	紙台帳から、機械化されて記録を入力する時に入力誤りや、先人の先覚たちがしっかりと管理していればよかったのだが、いま私たち現場の職員が一番大変な思いをしている。マスコミやあまり制度を理解していないもなが、すべての責任は社会保険庁がいけないようなことをいっている。私たちは、土・日もなく仕事にでて休みも取れない中、一生懸命仕事をしている。 相談者の方の相談に応じ記録を確認するのも大変なことです。
7713	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	標準報酬改ざん問題については、滞納事業所の被保険者以外の記録を意図的に訂正することは考えにくいため、滞納事業所の被保険者に対象をしぼって記録確認することが効率的だと思います。 国民年金では納付特例期間などの誤りが多い箇所をしぼって対応していったほうが効率的だと思います。 ご本人へ年金記録を送付し、すべての人に記憶をたどってもらう方法は特に高齢者の人にはかなりの負担になると思います。 誤りの多い箇所から優先順位をつけ、対象をしぼって対応するほうがよいと考えます。	国民・厚生年金手番の基礎年金番号への統合漏れは基礎年金番号が導入された平成9年から存在していますが、年金を受取るまでに統合できれば問題ないと考えていました。 国民年金の係になった平成11年頃から国民年金の納付記録の不備や納付しているのに納付記録が未納となっているケースもあり、記録が正確でないことは認識していました。手書き台帳などは正確であると思っていましたので手書き台帳を確認すれば真相が判明すると考えていました。ただ、調査を申立した人は真相が判明しますが、申立しない人はどうなるのだろうと不安がありました。 記録が正確でないのは、全体の極一部と考えていたところがあり、また年金を請求するときに本人が必ず自分のすべての年金記録を確認し、納得したうえで請求されるものだとばかり思っていました。	年金特別便の対応をしていて、高齢の人のほとんどが昔のことを忘れていること。昔の勤務先および勤務していた年代を思い出せない、指摘されて初めて思い出すというケースが多々ありました。また、お一人お一人が自分自身で年金記録を詳細に管理しているということはまずありません。 よって、請求主義で、年金請求時に記録を確認していただくという方法に問題があったと思います。 また、厚生年金の被保険者の届出は事業所が届出しますので、事務担当者の届出誤りや記入漏れがご本人の年金記録に影響を与えることもあり、そのことを本人が気付かないことが多いのではないかと考えます。 数年に一度、若いときに自分自身で年金記録を確認してもらう方法を考えていかねばならなかったと思います。
7714	地方庁	その他(社会保険事務局)		民間等のすべてにおいて人員の確保と起こりえる問題点のシュミレーションをおこない、マンパワーで乗り切る。(絶対に失敗しない気持ちと同じ過ちを二度とおこさない意識が必要)	大変重要な問題と認識していました。 平成19年5月ごろ	疑問点を説明し、過去記録(マイクロや統台帳)の調査等に 対応するよう考えました。 業務(仕事)を組織全体で後回しにした事。
7715	地方庁	その他(社会保険事務所)	特別便を業務センターへ「訂正あり」で送り「みつかりませんでした」の回答を受け取ったお客様が、事務所に来所されもう一度調査を依頼された際に、生年月日を月単位に広げて検索したところ容易に見つかり統合した件が数件あります。そのようなお客様がほかに存在するのではないかと危惧しております。	未統合の手番を公開するということは、プライバシーの観点や虚偽の申出の懸念から難しいと思われます。したがって、お客様から申出があった記録について最大限範囲を広げたうえで根気強く探していく方法しか現実的にはないと思います。	平成18年4月に採用になり、国民年金業務課に配属され数ヶ月経て実際に様々な処理を行い始めたときに気づきました。確かにこの残っている手番はどうやって統合するんだろうと疑問に思ったことは記憶にあります。しかし、205の処理を行うためには本人の申出が必要であるという絶対条件があるために、申出がないか、もしくはすでに死亡した被保険者の手番であるんだろうとの認識しかなかったように思います。	その後の経過からしてみれば微々たる力であったと思いますが、市町村から手番の照会があった際には、できるだけ有力な情報を伝える努力をしました。 個人の反省としては(8)で述べたことです。 組織として反省すべきことは、昭和3，40年代からこの問題が存在してることに気づきながら、なぜ放置してきたのか。もちろん社会情勢、システム等現在とは違うところが多々あり一概には言えませんが、少なくとも平成9年の基礎年金番号導入時にはなんらかの対策が打てたはずだと思います。 当然のことながら、過去にこだわったとしても時間は戻りませんし何も解決しません。現在そしてこれから社会保険に携わる職員すべてが強い責任感と現場感覚を持ち取り組んでいかなけれ
7716	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	報道されている以外は、特にありません。	専門的な人員の配置が必要と思慮します。	特に問題との認識はあまり意識していなかったが、報道等によりあらためて認識しました。	問題となってから、上司の指示により調査作業の支援等で対応してきましたし、現在も記録調査の支援を実施していますので、さらに人員の配置等で早期解消に努めるべきです。
7717	地方庁	社会保険事務所課長級以上	いわゆる統台帳には、まだ収録されていない厚生年金記録がたくさんあります。	時間はかかるだろうが、とにかく統台帳記録をすべてコンピューターでわかるよう収録させ、ひとつひとつを基礎年金番号収録済み記録と符合させ、浮いた記録は、持ち主作業を徹底すること。	記録問題は現場職員も含め、社会保険庁全体の怠慢からきたもの。本人が言ってこなければ放置という、行政責任の放棄だと考える。	私を含め何人かの職員が期間調査の担当をしていたときは、まず回答を早くすること。氏名検索などで中立のない記録が出た場合は、一件一件問い合わせをしていました。 年金は、国民の皆様の財産という認識が一番欠けていたのでは。
7718	地方庁	その他(社会保険事務局)	特には知りません。	年金特別便のように本人の記録と思われる記録があれば徹底的に調べていくことだと思います。	年金受給額に関わるので誰のものか判明していない記録の解決については非常に重要な問題であり、信頼回復のために最後まで取り組まなければならない問題だと認識していました。 採用になったのが平成16年ですが、そのころから様々な年金記録問題について言われていたため、採用当初から認識はしていました。	窓口にお客様が請求手続きに来られたときは必ず氏名索引(旧姓はもちろん)は行いました。 年金記録がお客様からの自己申告が中心の制度だったこと、請求時に氏名索引を怠ったことなどが問題だったと思います。
7719	地方庁	その他(社会保険事務局)	ない。他にあるのか？	現行の解決策を着実にかつ丁寧に進めていくべき。	いままで、このような問題が存在することは全く認識していなかった。記録問題が起こったときは、正直驚いた。早急に解決しなければ、受給者の方をはじめ、国民全員に大きな損失を与えることになると思った。	そもそも、昔の紙台帳をはじめ、年管理の書類を完全にかつ正確にデータ化できていなかったのが大きな問題であり、反省点でもある。われわれは、一日も早い問題解決に向かって、一人一人の方々に説明及び事務処理を行ってきた。今後も着実に作業を進めていくことが重要である。
7720	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知りません	人員を投入するしかないのではないか。	はっきりわかったのは今回いろいろと問題になってからです。 それまではまったく知りません。ただ紙台帳から人がデータ化したとは聞いたことがあり、間違い等は少しはあるのではないかと思いました。 しかし、具体駅に件数がわからなくても、多数になることがわかっていたなら(わかっていた人はいると思うので)、なぜその時点で対処しなかったのでしょう。 それを放置する体質が世間一般に言われるように、我々の組織にはあったのかと感じました。	思ったことが言いやすい風通しのいい職場環境が必要と思いました。
7721	地方庁	その他(社会保険事務所)	御座いません。	お客様の申出を真摯に汲み取り、一件、一件丁寧に対応を行って解決を図っていく。	年金記録に不備があるのは、ほんの一部のお客様であって、社会保険庁オンラインシステムの一部エラーが原因だと認識しておりました。 江角マキコ女史の国民年金未納報道がなされ、その後のマスコミ各社の後追い報道が行われた頃かと思います。	お客様の申出を真摯に汲み取り、丁寧な対応を心掛けました。 社会保険庁オンラインシステムが完璧ではなかったのであれば、国民年金、厚生年金の統台帳をすべて永年保存にしておければ良かったのかと、思います。
7722	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません		複数の年金番号を払い出されていても年金請求の際の聞き取りにより、記録は本人に統合されると考えていたが、今回の報道によりあまりにも多くの記録が浮いているということを知った。	現在の担当は国民年金3号だが、基礎年金番号未記入での届出がある。 事業所の担当や本人と連絡をとり過去の加入歴や旧住所を確認している。 年金加入時新規で番号を払い出す際の調査がゆるかったと思う。
7723	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録照会の回答が、被保険者に対してあまりにも誠意が回答だと思う。<例>半年、一年かかって調査して紙切れ一枚の回答はどうかと思う。	年金記録問題に対して、誠意のある対応をすることを徹底できなかった。	平常業務をとめてでも、最優先業務として認識していた。	最優先業務としてとらえていたが、現場始動で業務がおこなえず、中途半端な対応になったと思う。組織として、現場と社会保険庁との意思統一ができず、残念に思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7724	地方庁	その他(社会保険事務所)	戦前、戦後まもない古い記録の中にオンライン上に上がっていないものがあることに驚きました。	年金記録のプロフェッショナルをたくさん育て記録を見つけることに全力を注ぐべきだと思う。(研修なども行うべき) 現在は派遣など、年金のノウハウもわからない素人が記録を見つけようと作業していますがやはり、記録を見つける確率が非常に低いです。 期間照会業務に長けている職員等であれば、かなり発見率が高くなると思う。 被保険者や受給者のためにも、今のやり方を変えたほうがよいと思う。 でないと二度手間な部分が多い。(ただ人手不足により困難であるが・・・) また、窓口の相談段階でも十分見つけられる記録なのに、社会保険労務士等、その場で見つけられず期間照会にまわしてきます。 この辺の配置人事を考えたほうがよいかと思います。	年金記録問題は社会保険庁の信頼を底に落としました。 オンラインに載っていない古い記録が膨大にあるということは新聞報道や記録問題対応するまで知りませんでした。 それまでは、単に記録をひとつにまとめていないだけで、手番登録をすれば済む、記録が消えたわけではない。という軽い認識でした。	当時の政策で、あまりにも短期間で問題を解決すると宣言され、自分も含め社会保険職員はそれに対応するため体や精神を壊すまでやっています。 これでは記録の発見率も低下してしまいます。 何もかも一度に進めすぎるところがあると思う。限界を超えていると思います。 それにより本当は納めていても結局発見できずに調査を終えている方々が沢山いるのではないかと心配です。 もうすでに退職したOBたちのおかげで現職員がこんなに苦労しているのだから、もっとOB職員にも期間照会業務を手伝ってもらうべきだったと思う。 OBなら、派遣より知識があるので発見率も高いかと思う。 その辺も上の方々の采配が欲しかったです。
7725	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	データ量が膨大であるため、時間をかけて実施することが可能なら、当庁保有の年金記録を整備し、検索・調査が簡便に行うことができるシステムを構築した後に、ご本人様に情報提供(年金定期便等)を行い、当庁の保有の記録とご本人様の年金加入記録を突合する。このような仕組みが構築できれば、不突合期間の申出があっても迅速に対応することが可能となると思います。	年金行政に携わるものとして、国民の皆様に大変も申し訳ない事態があると思いました。 中に浮いた年金記録があると報道されたとき。	問題解決に、積極的に取組まなければいけないと思い、記録整備、記録調査の作業に取組んできました。 国民の皆様に、ご自身の年金記録を確認していただくシステム(仕組み・法律等)を作ってこなかったこと。
7726	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		お一人お一人の記録をお預かりしている中で、あってはならない事だと思いました。いつ頃かといわれるとマスコミで報道のあった頃だと思いますが、その前からも多くの方の記録をお預かりしている中で統合されていない記録があるのではないかとは薄々思っていました。	未統合記録等について一件一件丁寧に調査し、お客様一人一人に丁寧に説明をしお客様に納得していただけるよう対応していました。とても件数が多調査等に時間が掛かりすぎてしまった事と最初の勤きが見切り発進で動きしぎたと思います、時間がなかったのはわかりますがもっと検討してから取り組むべきだったとおもいます。
7727	地方庁	その他(社会保険事務所)	新たな記録が判明し、統合処理をすると年金額が減額となる。特に第4種に加入していた人は4種の記録を短くしたり取消したりするので下がる傾向にある。	4種の期間はそのまま生かし、再裁定を行う。	未統合記録(手番者)が存在することは基礎番号導入時にわかっていたが、受給までの間に判明しだい統合すればいいと思っていた。こんなに件数があることは問題発覚以降に知った。	特にこれといった対応はしていない。お客様から相談があったときに調査をした。 反省点は、基礎番号導入時にもっと積極的にアプローチ(今の特別便のように)したらよかったのではないかと思う。また、本庁は、早急にまだ聞いていない記録を開き、検索がしやすいようにして
7728	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	○データ管理について 手管理となっているすべてのデータのオンライン化を最優先に取組む。 ○再裁定、旧法裁定等について 既裁定者(障害、遺族含む)、及び老齢の新規裁定予定の難題の方を優先して対応することを国民の皆様にも広く理解を求めつつ、再裁定の滞留分に関しては、年金裁定の知識、経験を要することから業務センターだけではなく、地方においても専属チームを組むなどの支援体制を整備し、事務処理体制についても地方で処理(旧法裁定や諸変更の入力処理)が可能となるよう見直しを行う。 ○調査・回答について 各県で集約化が進められていることから、ブロック単位で現時点での問題点や工夫している点など情報交換の機会を設け、機器操作や調査手順に関しての統一マニュアル的なものを作成し、未経験のアシスタント職員等でも即対応が可能となるような体制を確立すること。(定期便含む。) ○定期便等の送付について 現時点において、特別便で調査中の内容に関して、定期便や黄色便等により重複して申立てが行われるケースが多く、逆に組織の信頼度に悪影響となっている部分も見受けられることから、調査回答の進捗状況に一定の改善が見られるまでは現行の定期便の内容、対象者については適宜見直しを含め検討する。 ○記録管理の歴史については現在在職する職員でも知らない事が多く、新たに機構職員となる方も含め、定期的に研修等の機会を設け、人材の育成に努める。	○オンライン化前の記録が誤入力正しくオンライン記録に反映されていない(期間、名前、生年月日など)ケースがあるということは平成6年、入庁時に先輩から指導を受けました。(オンラインの照会のみで記録なしと判断しないように。)	○自身の対応について いわゆる「年金記録問題」として世間一般に問題が惹起した当時、年金給付課や相談室併任で勤務していましたので、他課から支援していただく職員全員に具体的な事例等を紹介し、注意喚起を行うなど、知識の共有化を図るよう心がけてきました。 ○反省点について 基礎年金番号導入前に、オンライン化時の諸問題を徹底的にクリアし、手番のスムーズな統合を行うことが可能となるよう計画的に事業を進めるべきであった。(初回の3号特例措置についても基礎年金番号導入以降のほうが効率的、効果的であった。) 基礎年金番号の導入そのものについても十分な周知期間があったとはいえず導入のメリットについても国民の皆様に対しての説明が不足していた。庁と現場の導入に向けての検討や協議についても不十分であった。 また、手管理(紙の記録)に関してはもっと早期にオンライン照射が可能となるよう取組むべきであった。 さらに社会保険庁で取り扱う共済組合のデータについては、国民年金の資格喪失以外には使用すべきではなく、特別便により被保険者、年金受給権者に対して共済組合員期間として通知したことにより大きな混乱を招いた。 今後、職員間においても共済データの取扱いに関しては徹底をする必要があると思われる。
7729	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にはありません。	相談をうけるたびに、年金記録を確認するよう伝えています。	平成9年1月の基礎年金番号制度ができた時に不安を感じました。	本人からの申請をうけて統合してゆくしか方法はないと思います。
7730	地方庁	その他(社会保険事務所)	一般的に知られている事例以外は分かりません。	基礎年金番号に収録されている記録や未統合の記録を一件一件旧台帳と突合せし、オンライン上の記録と台帳に相違が無いよう集中的に作業を行う。古い記録の調査・突合は、他の業務と平行しての作業が難しいので、事務所単位ではなく都道府県単位で専門の部署を作り全ての記録確認に当たり、まずは、オンライン上で確認できない記録が無いようにする。	以前は、被保険者からの申出(調査依頼)により調査を行って、記録漏れや誤りの整備をしており、事務所は本人からの申し出待ちの受け身の姿勢でした。オンライン化の際に一括で記録の収録が出来なくても、その当時から少しずつ台帳の記録を整備していく必要があったと思います。また、年金の加入の手続きの時に必ず年金手帳番号の確認を行い、同じ人に幾つもの番号を払い出す事のない確認作業が必要だったと思います。「今は年金手帳の番号が分からなくても年金を受給する時までに確認して整理してもらえれば大丈夫」という風潮があった気がします。基礎年金番号が導入されてからは「一人一つの番号のみ」という意識を被保険者や事業主の方達に強く持っていただく事も必要だったと思います。	現在も、複数の年金番号を持つ被保険者がいたり、被保険者本人は年金に加入したことが無いと思っているが実際には加入したことがある方がいます。 被保険者の方々と対応する中から一件一件確認し統合していく、きめ細かい対応をしたいと思います。 国民一人ひとりの記録について、最初から真摯な姿勢で記録を守り管理していく必要があったとおもいます。
7731	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		現在行われ又は計画されていることを、着実・確実に実行することが第一と考えます。 おそらく、整理しきれない記録が残ると思うのですが、残った記録の傾向を分析したうえで、新しい対策を確定する必要があると思います。	現在の社会保険業務センターで厚年給付の裁定を行っているときに、裁定請求書の年金加入履歴(職歴)欄に記載があるが、資格記録に収録されていない記録があること及び、社会保険事務所在籍時に、期間照会のお客様が多かったことから、過去より同一人に払い出された重複手帳番号があることは感じていました。 当時から、記録が適正なお客様(加入記録が元々適正に収録されている方)が多数おられたことから、現在問題になっているような重大な問題であるとの認識はその当時はありませんでした。 現在のような重大問題であると認識したのは、マスコミで報道されるようになってからと記憶しています。	社会保険事務所在籍時には、裁定請求をされるお客様に対して、加入記録を提示し、加入記録に漏れがないか確認をしていただくと共に、加入記録に空白期間がある場合には、他の手帳番号がないか聞き取りをしていました。 基礎年金番号を導入する前においては、お客様の記憶に頼る場合が多く、特に、手帳を番号を複数お持ちのお客様に関しては、短期間勤務された過去の事業所(加入記録)のことを忘れてしまわれている場合も多々あったため、裁定時に記録を全て収録できていなかったものと思います。
7732	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	現時点における年金問題の方法については、随時対応する上では最善の方策かと思います。しかし、マイクロフィルム等の原簿を確認するにあたり、索引方法並びにマイクロフィルムの中身について画像での判断以外には、整理記号、番号、生年月日、性別での検索項目が無い為、目的の記録であろうデータを探し当てるには多大な時間及び労力がその一件のデータを探しだすためだけに使われてしまっている状況の為、次に掲げるシステムの構築があればと考えておりました(既に原案はだされておりましたが、それにかかる費用については考えておらず)。 原簿にかかるデータ処理を別システムにおいて再度データ化し、検索項目についても氏名一部、取得・喪失年月日、等の検索項目を増加させ、期間調査の時間短縮を図る。 また、今までの適用事業所についてはインターネット等において公表し、調査を届出するのが煩わしい、期間が短かったためにしていない等で期間調査を行っていない被保険者がいるため、社会保険事務所を介さずに、自ら適用事業所を絞込み、期間調査時間の短縮及び被保険者及び受給者の年金記録回復意欲を高める。	新聞報道や国会での論議がされている最中では未だに記録が無くなっていることについては信じておらず、実際に名寄せ等の年金記録問題における対応をし始めている中で気づかされていた。 年金記録問題については今までの制度の変遷によるもの、社会保険庁の事務処理の体制、基礎年金番号制度の制定、その後の届出における処理において被保険者の申出により記録が統合されていくもの等の幾つもの問題が重なり今回のような問題となっていると認識しており。中には偽名を使って勤務していたなどの記録もあるが、今行っているとおり使用者における届出の違反によるものは当然その届出をした使用者が一番の問題ではあるが、社会保険事務所における被保険者が自分の届出状況について確認や相談の体制不十分なこと、使用者に対して指導だけではなく罰則等の抑止制度が無いこと等の制度的に使用者の届出の事実関係の確認が十分行わず(添付書類を確認しないなどではなく、使用者が被保険者より氏名等の確認が行われていれば社会保険からは疏記する機会が少ない)処理がされているため、実質的に届出に関しては性善説でしか処理することができない事務処理体制となっているのも問題であると思います。	年金記録問題については今自分にできること、(記録調査では検索優能の規制が厳しいマイクロの確認や他事務所へ一件一件照会しなければできない払出簿の照会等、更に被保険者及び受給者に対しては記憶のある限りの情報を聞き出し、記録が確認できない可能性があっても調査することでしかできないと思い、出来る限りの対応をした。 この問題については基礎年金番号の制定における対応の悪さが原因と感じています。基礎年金番号が制定された当時には自分の持っている年金手帳に記載の年金番号を記載しての統合を図り、被保険者全員に対して案内しているが、まずこの時点で、市町村との連携により住民票等から旧姓記録の確認もし、住民票をもととしたねんきん特別便の発送をしていれば と思いますが。結局は年金制度を大きく改正するにあたりこの問題を想定していたかいないかはわかりませんが、この問題を想定した(想定できたはず)対応をするべきだったと思います。また、当時は届出により申告できなければ年金が受給できないとの風潮だったかどうかはわかりませんが、そういう風潮だったんではないかと思います、故に年金番号統合の案内についてもあの形式になったんではないかと思います。したがってこの問題については、当時は被保険者についても申告しなければ受給できないと考えていた部分ですが、年金ではないが、消費者としての意識の移り変り(コストパフォーマンスやクレーム等の言葉があるように)に年金及び社会保険庁の体制が追いつかず起きた問題だと思い、その規定ができなかったことについても反省点ではないかと思いま
7733	地方庁	社会保険事務所課長級以上	基礎年金番号導入時、家族の中に年金手帳が2冊ある者がいたため、私自身で「他の年金番号がある」として業書を投函したにもかかわらず、今回の宙に浮いた年金記録の該当者になっていた。	とにかく一件一件やっていくしかない。 古い記録が多いのでOBを活用。 年金問題専門の人間を新規採用する。(遅くとも平成20年の初めに採用していれば今頃は職員以上のエキスパートになっていたと思う)	お客様と直接話をする職員として「年金泥棒」「何が時効特例だ。払って当たり前だろ。利息もほしいぐらいだ」「こんなに年金が増えるのならば生活設計も変わっていたのに」「死んだ主人に謝ってください」等お聞きし、精神的負担も大きかったが、実際に国民の声のとおり人間生活を左右するほど大きな問題であると思う。 最初はマスコミ発表と同時期ぐらいだったが、業務センターから次々に送付されてくる整備されていない記録問題の種類と数の多さにその都度驚かされる。	お客様の話をよく聞き、なるべく多くの情報を収集することに努め、検索知識の全てを使い調査し、調査方法・経過・結果を分かりやすく丁寧に説明する。 高年齢の方が多いので、業務時間終了後は、事務所で受け付けた分と業務センターから大量に送付された分の「もれや間違いがある」というお客様の記録の調査と回答書の作成に注力し、早く回答ができるよう努めた。 また、記録が見つかりお礼を言われることもあるが、お礼を言うのはこちらの方であり、こちらが迷子にしてしまった実際にお客様が一生懸命働いた記録を助けていただいてありがとうございます。受給権発生時から受給できた記録でご迷惑をおかけしました。と話し、本当にその気持ちで記録問題に対応していた。 今、短期間でここまでできるのに、なぜ基礎年金番号導入時にやらなかったのか不思議に思う。
7734	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	過去からのことをよく知っている方々に協力をしていただき、記録の整理に取り組むことが必要。	手番統合もれが、多く存在しているとの認識でしたが、オンラインの載っていない記録が多くあったことは、この問題が大きく取り上げられた時に知りました。	来所された方、電話での照会には時間をかけて聞き取ること。年金記録の管理方法に、制度発足当初から問題があったと思います。
7735	地方庁	社会保険事務所課長級以上	カセット記録が整備になっていない。	特別便、定期便の送付を停止し、記録整備を優先し取り組む。	紙台帳の内容ををコンピューター化する時に、記録整備の不備を放置してきた事に大きな問題がある。 採用何年か後	お客様の立場になって、対応しました。 職員の問題として、お客様から捉えられましたが、社会保険庁としての考え方や方針が見えてこなかった。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7736	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金記録問題の対応には、記録管理の変遷等、社会保険職場での長年の経験を持った職員の知識が非常に重要となりますが、そのような方々も退職により辞められていくことが残念です。今後ともお力添えをいただければと思います。	新聞報道等があって知りました。国民の皆様には大変なご迷惑をおかけし、申し訳ございません。	年金記録に対する問題意識があまりになかったものと思い反省しております。新聞報道等以降、電話や来訪相談において、国民の皆様の立場にたった丁寧な対応を心がけるよう日々努力しております。
7737	地方庁	その他(社会保険事務所)	設問にございます「世間一般に知られていない問題」を認識するためには、その前提として世間一般に知られている内容を列挙していただかないと、何が世間一般に知られていない問題であるかを認識することができません。したがいまして設問自体の表現が不適切であるため回答は困難です。 また、おそらくは世間一般に知られていないであろう問題をしっているような気もしますが、かつて同種のアンケートの回答において個人情報漏洩「事件」を引き起こしながら。またその問題提起を法令遵守委員会に告発しても、社会保険庁首脳部が「被告」になるような事案は握りつぶされたことに鑑み、過去のけじめがないかぎり回答することは困難です。	設問の「この問題」とは何を意味しているのでしょうか？(6)の「世間一般に知られていない問題」のことなのか、それとも年金記録問題のことなのか、設問自体の表現が不適切なため判断できないため、回答は困難です。	年金記録問題は昭和17年からの積み重ねであって、一朝に解決できるようなレベルのものではありません。根幹は制度・運営設計をおこなった厚生省にそもそもの原因があり、昭和37年に発足した社会保険庁だけに責任を押し付ける現状では問題意識がずれると思います。確かに社会保険庁の運営に問題も多々あったでしょうが、もともと「欠陥商品」を本社(厚生省)が販売しておきながら、その後子会社に事務を移したから問題が発生しても本社には責任無しという姿勢では、とうてい問題解決が図れるとは思えません。もはや年金記録問題は過去の記録調査ではなく、一旦一括救済を図るなどの根本的な対応が必要な問題であると門指揮しています。 また年金記録問題がこれほどの状況であったことを認識したのは、国会で問題を取り上げられた以降です。	この2年間、相談室において年金記録問題の第一線に対応してまいりました。また年金記録問題解決のため、個人的にかなりの費用を負担して過去の資料を収集し、庁LAN自由投稿欄に投稿してきました。しかしながらサービス推進課は後付の理由から投稿事実を抹消したりするなど阻害行為としか思われない反応をされました。 現時点で年金記録問題における反省点は政治的理由から現場のキャパシティを越える郵便物を大量に発送することで、結果としてお客様も対応者もくたくたになって、十分な対応ができなかったことだと思います。本庁の幹部が一度でも相談窓口で対応すればもう少し現実的な選択肢があったのではないかと思います。
7738	地方庁	その他(社会保険事務所)			厚生年金の記録照会業務を担当していた平成15年頃、WM上に氏名生年月日が入力されていない手番記録が存在することを知り、年金の払いもれが出るのではないかと思った。 調査業務の中で、たまたま別人の氏名等の記録もれが判明することがあり、氏名等の訂正入力ができないかと上司の判断を仰いだが、本人から申し出がない限り、こちらで勝手に記録を訂正することはできないと言われた。	WM上の記録の訂正ができないため、手書きの索引簿等にメモ書きを残すなどして、本人から照会があった場合、速やかに回答できるように工夫した。 本人の許可なく、WM上のデータを訂正することが可能かどうか、もっと上局の判断を仰ぐべきだったのではないかと思っている。
7739	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じておりません。	現在全職員が総力を傾けて解決に向け取り組んでおりますが 何より人員が足りません。専門的に対応できる人員の確保が必要と考えます。	とても重大な問題であると認識していました。 マスコミなどの報道で取り上げられた頃です。	早期解決に向け特別便対応窓口や電話での相談に積極的に対応するよう努力しました。 基礎年金番号導入の時に現在のような取り組みを実施して複数番号の統合を進めていくべきだったと考えます。
7740	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	なし	なし
7741	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	誰でも簡単に記録を見つけだせるシステムづくりをして欲しい。 現状は、対応する職員の経験や知識により記録を見つけ出せる場合とそうでない場合がある。 誰が対応しても同じ結果でなくてはならないし、どの職員が対応しても簡単に記録が見つからなければこの問題の解決にはかなりの時間を要するものと思われる。 また、年金受給額の見込みを算出するのも経験がないと難しく時間がかかっている。 システム開発をすれば、過去記録の照会や再裁定もスピーディーになり、解決へ向かうのでは。	年金請求に来た被保険者に厚生年金の手番があると思われても、会社名等が一致しない場合は、統合が出来ず、年金の裁定請求が進められたのも一つの要因かと思う。 その当時は、こちらからヒントを与えることができなかったので仕方なかったと聞いている。	年金相談担当ではなかったので、(8)の問題はどうすることも出来なかったが、国民年金課や業務課において基礎年金番号を付番する場合に慎重に行った。 現場で抱えている問題を上へ伝える手段がなかったのが問題を大きくしたと思う。 これからは、現場での問題や不満を上へ伝えられる組織づくりをすることで、良い方向に向かっていけると思う。
7742	地方庁	その他(社会保険事務所)	ございません。	ねんきん特別便の未回答者への届出の再勧奨、広報による定期的な記録確認のお願い、等	基礎年金番号導入以後、社会保険や国民年金の加入時等に判明した手番について随時統合作業を行うも、未統合の記録がまだ存在していることは認識しておりましたが、未統合の記録が5000万件という膨大な数字に上ること、また記録の不備により年金受給に反映されていない記録が存在していることについては、国会で取上げられ問題となった一連の報道により知りまし	来訪していただいた被保険者一人一人に対し、誠心誠意対応していくしかないと思いました。 また、反省点としては基礎年金番号導入時の記録の確認が被保険者からの返信という形で徹底されなかったこと、国民の皆様の年金記録を管理するという使命・責任感が足りなかったことが挙げられると思います。
7743	地方庁	社会保険事務所課長級以上	とくにありません。	年金記録問題は国民の関心が高い問題であり、その信頼回復のためには問題のできるかぎり早急な解決が必要である。その為には、ねんきん定期便による本人の記録確認を行ってもらうことや照会を受けた加入期間記録や標準報酬の照会の調査・回答の迅速な処理を行う必要があります。そのためには、記録問題対応の人員の増員。通常業務と切り離した専門部署にての集中対応などが必要と思います。年金機構ではそのように動いていると思いますが更なる人員の集中、増員を図っていく必要があると思います。	年金記録問題を知ったのはマスコミ等で報道された時期と記憶しています。国民一人ひとりの大切な年金記録について大変重大な問題であり早急に対応、解決すべき問題と認識していました。	私自身の与えられた職務のなかで国民の信頼回復のために、自分ができること例えば窓口でのお客様対応において、親切丁寧に相手の立場に立ち、納得のいくまで説明するなど対応を心掛け対応しています。記録問題の反省点については、国民の大切な年金記録についてその重要性や管理責任など組織として意識が足りなかったから、この問題が大きくなった理由と思います。
7744	地方庁	その他(社会保険事務所)	メディアにとりあげられることは少ないが、古い記録であるかどうかにかかわらず「未確認記録」中には社会保険庁側の不手際以外にも、届出をする適用事業所側の誤届や、被保険者自身が「就職する為」もしくはその他の理由により生年月日や氏名、住所地等を故意に偽り会社に報告(これを複数回繰り返している場合もある)し、これを忘失した(さらにはその当時、虚偽の氏名等で採用され勤務していた会社自体を忘失している場合すらある)等により発生した「ほぼ特定不可能な記録」等も多く含まれていると考える。 また、現在においても、故意であるか否かにかかわらず、怠慢をしても適用事業所から算定基礎届やその他届書の提出がなった場合の保険者算定等についても、処理後に通知文書等を送付していても、その内容が各被保険者にまで伝わり、理解や確認がなされているのか疑問である。	この問題には、これまでの年金制度やその経緯がとても複雑であることや、さらには、社会保険庁側だけでなく、故意であるか否かにかかわらず事業所および被保険者側の問題まで含まれている。 これに対応する中でも、とくに記録照会業務については多くの「経験や知識とセンス」を要する(昭和61年4月以降の記録であれば、コンピュータ化されているので、ある程度は対応できるが、それ以前の記録は、紙台帳から機械化したときにアルバイト？を大量に雇いやっつけ仕事的にした結果、多数の記録の誤りが発生していると話を聞いていますし、現在においても大勢の派遣職員を雇い処理を行っていると伺っています。 また、事あるごとに期限の話がされているなかで、経過にあるとおり別人を記録に取り込んだミスも発生しています。 責任を負わない派遣職員に処理をさせてかつ処理期限でしばられては、ミスはなくならないと思います。	私が採用された時分には、当然のようにオンライン化されたシステムが存在(一部紙ベースで残存するもあるが)していたが、そのシステムに欠陥があることなど説明も無く、多くの職員に記録問題についての問題意識は無かった。 個別に記録の不備がある被保険者記録を目にする場面はあっても、これまで年金給付や資格照会業務に直接携わることも無かったため、この問題が、システムやこれまでの経緯を含めた全体の大きな問題としてとりあげられるようになるまで、その規模や問題の大きさを認識することが無かった。 このため、この問題が社会保険庁が長い年数をかけて積み上げ起こした大規模な不祥事であり、かつ(7)(8)にも述べたようなものをも含むような複雑で解決の難しい問題であることを、はじめてこの数年間で具体的に認識するようになった。	これまでも積極的に業務支援等に取り組んできました。しかし、今後組織の移行後をふまえて継続して全体として取り組んでいくことを考えた場合、やはり人数をそろえただけの組織と人員配置では、どの部署であっても、同じように事故や不祥事を招きかねません。これを防ぐ為には当然、適材適所な人員配置と、きちんと機能する組織が望まれます。 これまでの組織は、事前の意見集約や情報、状況の把握、共有化がうまくいかず、職員が組織や業務上の問題点を正確に認識していないことも多く、なかでも、情報の伝達が遅かった為、組織として何かのアクションを起こすにあたり、現場の職員は状況の把握ができず、具体的な指示も直前まで聞くことができないこともあり、準備不足のまま無理のあるスケジュールで次の業務を始めることも多くあったように思われます。これらは当然サービスの低下や事故が起こる原因にもつながります。 今後はこれらを改善し、早期の指示や、正確で早い情報の伝達による状況の把握により、組織
7745	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	誠意を持って、1件1件確実に調査確認をしていけば、時間はかかるが、国民の皆様に理解をされると思います。 今後、一層の制度等についての周知が必要。(制度周知不足のための混乱が大きく影響している)	年金記録問題が騒がれだした当時は、基礎年金番号導入時の周知が足りず、統合されていない記録が残っているだけのものであり、基礎年金番号に統合されていないもの・旧台帳が収録されていないものについても、年金請求時に本人申立て履歴等により統合していくものと考えていたため、そんなに大きな問題ではないと思っていた。(コンピュータが無い時代の記録管理のあり方は仕方ないもの)	特別便を受理されたお客様が、窓口等に相談に見えられた時に、誠心誠意の対応を心掛けた。 特別便を送る際に、少しあせって送付しすぎた感があると思います。もう少し整理し、広報を上手に利用して、国民の皆様に状況等を十分説明し、制度自体を理解していただく必要があったと思います。
7746	地方庁	その他(社会保険事務局)		解決のスピードを重視しているように感じていますが、以前、紙台帳から機械化したときにアルバイト？を大量に雇いやっつけ仕事的にした結果、多数の記録の誤りが発生していると話を聞いていますし、現在においても大勢の派遣職員を雇い処理を行っていると伺っています。 また、事あるごとに期限の話がされているなかで、経過にあるとおり別人を記録に取り込んだミスも発生しています。 責任を負わない派遣職員に処理をさせてかつ処理期限でしばられては、ミスはなくならないと思います。	以前は年金に関する意識が若いお客様には多く、転職が多い人であれば、年金番号を多数持っているケースがたくさんありましたし(中に浮いた年金になりやすい)、年金の記録を統合する場合やお客様の年金記録で相談いらっしゃるときに氏名の読み方や生年月日が相違しているケースがあり、(7)で記載させていただいたとおり機械化時のケアレスミスにより記録が見つかりにくいことはある程度以前から感じていました。	当時は、意識が薄かったと思います。 お客様側からの手続き制を多くとっていたこと。 社会保険庁側および事業主の届出のチェック機能の希薄さ。 システム対処の甘さ。(いまだに機械管理されない処理があります。)
7747	地方庁	その他(社会保険事務局)	以前、年金相談をしているなかで、氏名、生年月日の虚偽により会社へ就職したとの相談がありました。 その者の申出により確認しますと、手番で浮いた記録が、たしかに本人の申告どおりみつかりました。 こういった、偽名等を使用した記録については、当然、名寄せでは一致することはないので、本人の申出によるものしか記録に結びつくことができない問題があります。	こちらからはっきり「偽名等」と思われる記録が存在すると公表し、過去に偽名を使用した者に、勤務先や当時使用した氏名等記憶がある範囲内で、事務所へ相談するよう呼びかける。 今後は、こういう問題が起きないように、2号加入時、基礎年金番号がなく新たに付番する場合は、住民票等、身分を確認の上、付番していけばこういった問題は発生しないのではと考えております。	当初、宙に浮いた記録が5000万件といわれたとき、これは、基礎年金番号に統合されてなく裁定請求時において統合待ちによる待機的な記録及び期間不足により年金受給に結びつかない記録が大方かと認識しておりました。 しかし、台帳との突合せのなかで、オンラインへの切替に相当ないわゆるパンチミス(台帳の字が判別がしにくいことも含む)や氏名の収録されていない記録が相当多くあることで、これは相当な問題であると認識が変わりました。 そのような確認作業をしているなかでは、記録問題が根深いものとして存在すると意識したのは、台帳確認時の今から3年程前においてでした。	窓口対応のなかで、お客さんの言うことを正確に、かつ、多くのことを聞き出して、色々な可能性を模索しながら、過去の記録がないかを慎重に探す対応をとっておりました。 反省点については、基礎年金番号導入時に、手番となった記録についてもっと積極的に確認しながら統合していくべきであり、基礎年金番号導入前においては、資格取得時に届書へ年金番号の記載がなく新規として届出があっても、氏名索引等、積極的に確認を行い、不要な新規番号の払い出しを抑えるべきであった点が挙げられ、今となっては後悔しております。
7748	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		基礎年金番号導入後、基礎年金番号に統合されていない手帳番号についてかなりの数があることは認識していたが年金請求時に確認することで解消されると思っていた。またすでに裁定となっている記録についてはそんなに件数もないものと思っていた。日本全体で手帳番号の件数を出されると正直に驚いた。また、カセット記録などもまだ多数あることは知らなかった。	年金相談のときは、不備な記録等あり氏名検索だけでは出てこない記録があることを承知した上でお客様のお話しお聞きお待たせすることになってしまったが時間ををかけ調べることとした。 反省する点はWMにすべての記録が入っていると思っていたこと。年金裁定時に統合されればいいと思っていたこと。手管理の紙台帳からコンピューターへと移行し便利になり全国の記録が一瞬で検索できるようになる中でお客様の感覚も現在では「何ですぐわからないのか」と変わってきた。これに社会保険の組織として長期間記録を管理する上で認識があまく対応が出来な
7749	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	台帳の突合、オンラインへの収録、持ち主の確認、基礎年金番号への統合を地道にすすめるしかない。	オンラインへ手番が収録されていないのはごく一部程度にしか思っていなかった。平成18年業務課のころ。 基番への統合ができていないのは、平成9年基番制度スタートしての本人からの回答がないためか、もしくは業務センターから本人へへはがきが届いていない、もしくは送ったのに業務センターへとどいていない、基番化時の年金未加入者なのかと思っていた。 年給課在籍の際には職歴確認はおこなって処理していたし、本人と思われる記録は本人へ確認し統合で処理をしていた。 特別便がでて、おかしな記録が存在することを知った。	業務課では年給課からの連絡により補正をおこなった。年給課では、できるだけ年金受給につながるように記録確認はしていた。 今の問題を平常業務のなかでは知らされていなかったので、現時点からふりかえっても個人では反省するものはない。 年金制度ができてから、機械化への流れのなかでどういう状態になっていたのかを知って放置していた国の責任ではないでしょうか。 できるだけ記録の持ち主に年金を受給してもらえるように地道に日々業務をするしかない。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7750	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	未確認の方への再通知と、年金請求時の確認など。	基礎年金番号に登録されていない手帳番号がかなり多く残っているのではないかと思っていた。 基礎年金番号の導入時点では、手帳番号登録の届出を認識していない人がいるのではないかと思っていた。	年金相談時などに番号登録を指示していた。 年金記録のお知らせを以前に送付確認しておくべきだったかなと思います。
7751	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	全職員が一丸となり、時間はかかりますが、日々調査をこなしていくしかないと思います。	この問題については、業務係所属時(5年程前)、資格取得届の入力等を行うにあたって、基礎年金番号に統合されていない番号(年金手帳記号番号いわゆる手番)があり、手番については、その都度、年金手帳を確認し手番の統合処理を行っていたと記憶しますが、その当時は、特に意識せずに統合処理等を行っていました。 その後、その問題がマスコミ報道等で顕在化した時に、約5000万件もの未統合記録があることを初めて知りました。 当時は採用されてまもない頃で、なぜ統合されていない番号があるのか疑問には思いましたが、未統合記録が何千万件もあることは知りませんでした。	年金記録問題については、問題が顕在化した時点で、1件1件正確かつ丁寧に対応していこうと心がけました。 そもそも年金の制度そのものに問題点は多々あると思いますが、基礎年金番号導入時(平成9年当時)に未統合の手番について、回答がなかった方々に特別便のように最優先事項として取り組むべき課題であったと思います。また、厚生年金の払出簿の正確な記入及びオンライン化移行時の正確な入力についてのチェック体制の不備が挙げられると思います。
7752	地方庁	その他(社会保険事務所)		氏名検索システム等、本人の可能性のある記録を自動的に検索できるシステムの完成度を高めることがかなり有効ですし、時間との戦いだと考えます。現在70歳以上の方の厚生年金年金記録で本人と特定できてないケースがまだ有ると思います。	国民年金業務を担当した郡山事務所の平成4年から平成7年頃、コンピュータに入力されない国民年金納付記録について、全国一斉に記録を入力すべきと、課内でも発言し、システム改善提案でも社会保険庁に2年位続けて提案したが、金が掛かりすぎて実現不能とされたことがありました。	基本的に、年金請求の60歳時点で記録整備すれば良いとする考えが一般的で、危機意識を持った人間は少数派だったと思います。厚生年金記録に関しても、本人が会社に年齢を若く言った位のケースから氏名の読みが想像もつかないようなカタカタで収録されているケースは年金請求時点で判らず年金加入期間から漏れてしまったケースも有ったと思います。年金記録の調査は調査する担当者の経験・勘・等に頼る度合いが大きかったと思います。
7753	地方庁	社会保険事務所課長級以上	無。	年金記録を解読できる経験の豊かな多くの人材の確保と情報の確保及び国民の協力。	国民の生活保障に対する重大なことで、長い年月の経過に基づくものであるため、簡単に解決のできるものではないし、過去の年金業務に携わった職員が現在は退職しているため、判断に苦しむ案件が多くかなりの時間がかかるのではないか。ねんきん特別便に対し窓口に来訪者が連日つめかけるようになってきた頃から。	現状のなかで手に入る資料・情報を集め事実の確認をすること。反省点として、年金記録のすべてが間違っているかのようなマスコミ報道が国民の反感を助長させ、情報の協力を得られないこともあった。マスコミの報道のあり方に疑問。
7754	地方庁	社会保険事務所課長級以上	・国民年金の記録について不在被保険者記録として別保管している。 ・船員保険の記録を仮番号で保管している。 ・平成9年1月基礎年金版誤制度を実施した際、未統合の番号が存在している。	紙の台帳とコンピューター記録との突合を早期にしたうえで確認の案内を行う。	・地方では、国民年金・厚生年金及び船員保険の記録すべてを業務センターへ送達していたので、未登録の記録があることは知らなかった。 ・平成18年5月頃です。	・お客様に対し心から謝罪し、抗極的に、また真摯に対応してきた。 ・地方庁で業務センターでの記録管理がどのようにされていたか不明であったこと。また、知ろうともしなかったこと。 ・膨大な事務処理を進めるにあたって時間的余裕がなかったこと。
7755	地方庁	社会保険事務所課長級以上	国民年金関係 本来市町村で検認できるのは、現年度のみであったが、市町村が住民の便宜を図り領収をして、印紙検認をした。ケース	国民年金保険料の印紙検認と現金収納の違いの説明不足が原因であるが、住民にしてみたら、同じ国民年金保険料なのに差別するのに納得が得られなかったのが要因と思われる。 市町村から検認報告で過年度分として印紙検認の報告がされていたので、収納になっていいと思っていた。 解決方法として、制度上や運営上の制約を考えなければ、過年度含めて印紙検認のみとした方が国民年金保険料を納めていると自覚が目覚めたと思います。	消えた年金については、又季の季節労働者又は冬季の出稼ぎ労働者が、年金手帳を持たないで就職し、厚生年金の新しい記号番号の払出を受、老齢年金の裁定請求に来所した際、有り得ない名前になっていた時に、氏名索引は、音読み＆訓読みを行うと教えられた時。 社会保険庁は何をやっているんだぁ～と思いました。	氏名索引する際は、漢字解釈をあらゆる面から分析をして、探し出すようにしました。 社会保険庁の怠慢と健康保険被保険者証＆年金手帳の早期交付サービスと名を借りた調査業務の放棄！！
7756	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	専門チームが特定の場所で行う 今のやり方のままでは、現場は対応無理	報道されて知った 全体像など大きなことは、現場には情報が下りてこない(報道があるまで) 解決するには相当大変だと思った	指示のとおり対応しました 本庁の言ったとおりやっているのでは、問題が多くなるだけなのではないか。
7757	地方庁	その他(社会保険事務局)	紙台帳からオンライン化になる時に、台帳にはふりがなをいれずに漢字のままで名前が書かれていたため、誤って本人のふりがなと違う仮名で、コンピューターに登録されてしまってて、氏名索引してもあがらないことがあり、本人が期間の照会をされても、コンピューター上では見当たらずということが時々ある。	今のように、本人に履歴を尋ね、確認するしかないと思います。	一人に対して、転職の度などに、いくつもの手帳が発行され、本人もその意識がなく、基礎年金番号ができた以降も統合されずに、記録が残っていったことが、大きな問題だと思いました。知ったのは、10年くらい前です。	年金給付課の担当の時に、老齢年金の請求者に、氏名検索で基礎年金番号以外に記録があがれば、他に勤めたことはないかなど確認し、その記録が一致すれば、本人のものとして統合処理し、本人の記録が残ってしまうことのないようにしました。反省点としては、基礎年金番号のように、住所まで登録したりして、一人ひとつの番号しか発行しないとする体制ができてなかったことだと思います。。
7758	地方庁	その他(社会保険事務局)	分かりません。	・組織としての対応が遅すぎました。問題として取り上げられてからの対応なので、無理ができているように思います。具体的な方策は、すいませんが思いつきません。ただ、組織の一員として、問題解決に向け努力は惜しまないつもりです。	新規採用時、適用課に配属され、資格照会の仕事にも携わっていました。名簿を見ても、漢字や数字が読みにくいもの、古くて少しボロボロになっているものなどがあり、今後、お客様の記録として判明するのに、「大丈夫かな」と不安を覚えたことはありました。	・お客様より相談があれば、私自身で出来うることはやり、1件でも多く見つかるように努力はしたつもりです。 ・対応が遅すぎた。紙の台帳や名簿からオンラインに収録した時、基礎年金番号導入した時、その都度、問題となりうる事象にうまく対応していたらと思う。そのツケが今来ているのだと思います。組織的にも個人的にも認識が甘すぎました。
7759	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金3号被保険者について配偶者転職に伴い届出を必要としているが(1日も空くことなく転職の場合は不要)、その届出もれがあり、年金請求時に遡って手続きを必要とする場合がある。平成17年4月に、昭和61年4月以降平成17年3月までの間の第3号被保険者の届出の特例を実施しているが、見届けの人も多いと思われる。なお、平成17年4月以降はやむを得ない事由がある場合を除いては2年前までしか遡れないため、年金請求時に国民年金3号手続きをするとなると、配偶者の勤めていた会社へ連絡するなどし手間と時間も掛かる。	国民年金3号届けの未届けの人に対し、手続きするよう文書で連絡するべきと思う。	将来の年金受給にかかわる問題であり、年金記録の漏れなどはあってはならないこと。 新採当時(約10年程前)、適用課に配属され、厚生年金資格照会業務の直接の担当ではなかったが資格照会業務を手伝ったことがあり、その際本人の申し出内容とかなり近い記録が出てきた場合の対応に苦慮した覚えがある。 本来は基礎年金番号導入の平成9年当時に、誰のものかわからない番号について社会保険庁において調査すべきことであったと思う。	その当時、本人へ対しては、こちらから会社名・期間等答えられないため、特に高齢者であれば若いころの記憶はあいまいで、場所はわかるが会社名は覚えていないなどというものが多かったが、昔の同僚に聞くなどして思い出してもらうしかなかった。 本来は社会保険庁にて管理している記録であり、ある程度の情報提供は必要だったと思われる。
7760	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にございません。	年金記録問題の解決に求められることは「丁寧な気持ちで丁寧な事務処理」を行うことではないかと思います。	問題が存在することを知ったのは発覚と同時です。	今後は同様の事象を発生させないため問題意識を持ちながら今まで以上に親切丁寧な対応、また、事務処理を目指そうと思いました。
7761	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし		本来、年金番号は、厚生年金、国民年金それぞれ別々の番号がついていました。しかし、基礎年金番号ができたときに平成9年1月1日に所属していた制度の番号で一斉に付番し、各被保険者に通知されました。そのときにハガキで、それ以外の制度の番号を持っているときは番号を記入し返信し回答することになっていました。しかし、そのハガキを返信していない被保険者が多数居たと思われます。職を転々としている被保険者は、変わるたびに新しい年金記号番号の払出をその都度受けていて、そのうち紛失してしまっているケースが多い。平成9年の基礎年金の統合が始まったころから記録の問題が存在することに気づき始め、疑重複の確認処理が行われていたと思います。	記録の統合処理は、基礎年金の統合処理が始まったころから、被保険者に電話確認などをしながら少しずつ実施していたと思います。ただし年金受給の年齢に近い人は、請求書を記入説明する際、本人の申立期間以外に記録がないか、年金請求時に確認していた。また、厚生年金原票で記載していたときはペンで手書きしていましたが、振り仮名等は振っていませんでした。それを、電算化するときに、社会保険庁で業者委託をした時にも、読み方を間違えて入力されたケースもあったと思われます。国民年金では、台帳をマイクロフイルム化するときに記録漏れがあったと思われます。国民年金の場合は、平成14年に国民年金を地方から国一元化とし、市町村の名簿を廃棄しても良いとしたことが大きな問題であったと思います。また、昔の国民年金手帳は納付したときに領収印を手帳に押していましたが、途中から、納付確認のできない現在と同じ手帳になってしまいました。いろいろなことが長い間に積み重なってこの問題が発生してきたと思い
7762	地方庁	社会保険事務所課長級以上			本来受給すべき年金額に影響がある。宙に浮いた年金記録がマスコミで報道された時。	職責を越えて記録補正の処理にあたること。職員ひとりひとりの責任感の欠如と年金記録の管理方法が不適切であった。
7763	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません	マンパワーが不可欠なので、単に契約職員を増やすだけでなく、経験・知識のある職員の確保・今後の育成が重要だと思います。	有名人・著名人の国民年金未加入・未納が報道されたとき、個人情報の流出があったことに驚きました。	個人が自身の年金記録を確認すること・お客様サービスについて、より一層の注意を払うようになりました。日々の業務に追われ、個人情報を守るための体制やマニュアルが統一されていなかったのではと反省されます。
7764	地方庁	その他(社会保険事務局)	御座いません。	年金記録の照合を1件1件丁寧にまた根気強く実施し正確な記録の回復を目指すべきと考えます。	年金給付関係の業務に携わることがなかったため、複数の年金記録をお持ちの方には、裁定請求時に職歴や加入記録を確認し統合を行ったうえで処理を行えばよいという認識でありました。しかし、そのときそのときで、確認を行う体制が出来ていれば、当問題が生じることはなかったのではないかと考えます。	現在まで記録問題に直接関係する担当セクションに配属されてきませんでしたので、具体的な対応は出来ていませんが、関係業務の支援に携わったときは、被保険者の方のお話を丁寧にお聞きしてきました。
7765	地方庁	その他(社会保険事務所)		・業務センターで保管している記録をすべてWM等で確認できるようにする。 ・何度もお客様に回答をもとめるような方法は不安をあおる結果となる。	・年金記録問題が表面化して以降。 ・社会保険業務センターで管理している記録がすべてだと思っていた。 ・社会保険業務センターでWMに表示されない記録があるとは思っていなかった。	・照会のあった期間についてはできる限り確認し、判明しない期間についてはお客様に納得していただけるように説明をおこなっていくしかない。 ・若い職員も多く過去の処理方法等を理解できるようにしなければならない。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7766	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にない	一連の記録問題が原因で、年金制度に対する国民の信頼を失ってしまったことに対する組織の一員としての責任は非常に大きいので、一刻も早く信頼回復につながるよう、法令遵守を基本に全職員が一丸となって日々の業務に誠実に取り組む。	基礎年金番号を付番した平成9年当時、全国民に向けて制度の理解や記録統合の重要性について十分に示したうえで取り組むべきところが不十分であったため、その後、5,000万件の統合漏れとなっている年金記録が存在していることが明らかとなり、大きな社会的な問題につながっていったと思われる。しかし、実際に統合出来ていない記録があったとしても、年金裁定請求時には過去の被保険者期間全記録について、本人より詳しく聴き取り確認を行った上で統合するため、結果的には年金受給には影響がないものと捉えていたということもあり、現場職員としてはそれほどまで問題視しておらず、平成19年に記録問題についての認識を改めた。	統合漏れとなっている記録を一本化することはいつでも可能で、そうすることで年金受給額に全て反映することなど、制度に対する正しい理解が得られるよう懸切丁寧な説明を行うよう努めた。今後も国民の信頼回復につながるよう、努力を惜しまずこつこつと取り組む。年金裁定請求時に全ての記録を見直す最終契機があるため、現役世代の未統合記録に対する問題意識が現場職員に薄かった点は否めない。
7767	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	全ての方の年金記録に漏れをなくし、特別便・定期便で問合せのあっている内容について、早期に回答を行うこと。 そして新たに発足する日本年金機構の信頼を再び失うことのないように信頼の回復に努めること。	自分が年金記録の整理・管理等の事務に携わった期間は数年ですが、1個人の問題ではなく、社会保険庁職員として中途半端な事務の仕方が、このような多くの国民の皆さんにご迷惑をおかけする問題を引き起こしたと思います。 自分も年金給付の業務に携わって経験があり、お客様が申し出た年金記録を探すことができなかったことが何度かあります。ただ、こんなにも記録が不備で宙にういている年金記録があるとは、想像もしませんでした。	年金給付担当時には、氏名や生年月日など色々などを変えて索引したり、また、紙台帳を直接確認したりしました。 また、年金記録問題が、騒がれはじめたときには、自分は事務局会計係におりましたの、第1線での客様対応は出来る状態にありませんでしたが、電話相談所を開設した日に、地方への支援の依頼があった際に、一番最初に支援に手をあげ当日すぐに状況をし、これが今の自分にできることと思い電話での記録照会に対応しました。 一人一人が、自分の携わってる仕事が、国民に皆さん一人一人の個人にとって、どのような内容のものなのかを、キチンと認識し責任とプライドを持って、仕事に取り組むべきだと思います。
7768	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません	旧台帳等の記録について不明瞭で判別のつかないなもの等が多数残っているのであれが、再度充分な点検・確認を行い、市区町村や関係機関等の協力を得ながらも基礎年金番号に結びつけるための根拠として確定することが必要と考えます。	当初は、年金制度が複数存在していたため、同一人に対しそれぞれの制度から年金番号の払い出しがされていたことにより、当然未統合記録が存在することは認識していたが、どのくらいの件数があるかは知り得なかった。	もっと情報公開を行い、少しでも全体で対処をしていればよかったと思う。
7769	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	職員一丸になっての対応をとる。ただ人手不足だと思うので、人員確保と記録を専門的に扱う人を増やす。	解決しなければならない重要な問題。ただ、日々の業務のあるので、なかなかかかりつけで仕事ができないでいた。 新聞報道等がでてから知りました。	自分に割り振られた記録がらみの仕事を確実に迅速にこなしていく。休日自主出勤。 なぜここまで古い記録が管理されていないのか疑問。日々の事務処理誤りをなくすこと。記録問題について長けた人が少ない。もっと早い対応ができたはず。
7770	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録問題等の問題等以外については知りません。	年金記録確認のお知らせ便を、市町村の住民情報等の協力を得ながら、該当者と思われる方々に送付する。	年金記録問題がマスコミ等を通じて発表になり、大きな騒ぎになったとき初めて記録問題を知りました。 既に基礎年金番号通知もはじまっていたことから、基礎年金番号通知の返送を忘れている、通知を紛失たため、まだ統合していないなどの問題だと、当初は認識していました。 その後の情報で古い記録で誰のものかわからず統合されていない、記録がオンライン化されていない、本人の基本情報が紙台帳の時、既に誤って記載されている等々の問題であることがわかったときは、記録回復は大変な作業になると思いました。	ねんきん特別便がはじまったので、毎日窓口対応し、1人1人のお客様の年金記録回復をしていけば問題解決に近づくと思い、今、現在も年金記録回復のため仕事をしています。 年金制度が厚生年金、国民年金、共済年金と制度が分かれていた(現在基礎年金番号がはじまっても分かれている)ことが記録が迷子になりやすい原因ではないかと考えます。 また、平成14年4月以前の市町村が間に入っていたこともまた、保険料記録誤りの1つの要因だと思います。間に数多くの機関がはいると、誤りも起き易くなると考えます。 以上の反省点から以下のような制度のスリム化を図る。 ①基礎年金は保険制にせず税方式とする。 ②2階建部分の厚生年金、共済年金は一元化、各年金基金も廃止し2階建部分の内訳に入れ年金事務所(国)が徴収する。(国民年金は現在の国民年金基金を廃止し、任意加入の2階建部分を新設)
7771	地方庁	その他(社会保険事務所)	名簿作成を行ったことがないため、わからない。	今現在でもWM上で記録を確認できないものがある。 WM上記録が確認できるようになった後、本人確認を行い、記録をまとめていくべき。 何度もご本人あて記録確認の連絡が入り、その都度、給付を行う事になるため、受給状況もわかりにくく、不信感を募らせていく原因となる。 まずはWM上で記録確認が行えるよう、早急に記録管理を行う。	まだ事務所で名簿を保管していた頃、WM上で記録を確認できないため、名簿確認を行ったところ、その頁すべての被保険者の記録がWM上確認できなかった。 記録管理は行っていても、本人の記憶次第だと痛感した。	その当時、何も申請していない被保険者の記録は補正できず、問題だと認識していても対処する方法が見当たらなかった。
7772	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	増員する。	未統合記録は遅くとも裁定請求時に統合されるので、緊急性を感じていなかった。 マスコミで騒がれるようになってから。	裁定済みの方の未統合記録があまりにも多いことに驚くとともに、窓口や電話対応時にさらにもれることの無いよう注意を払って対応した。 年金制度の周知不足による、国民全体の意識の低さ。 裁定請求などの相談時に、未加入期間についての踏み込み、問い合わせが十分にされていないのと同時に、期間調査に対する調査不足。
7773	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	信頼回復に向けて、一生懸命業務をこなすこと。	特に意識していませんでした。平成17年頃。	信頼回復に向けて、一生懸命努力することを心がけました。 反省点としては、内向きな仕事をしていたかも知れません。
7774	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	職員が解決に向け不眠不休で処理に当たるには限界があると思います。国民の皆様にご理解いただけるなら、予算の確保とOB職員の方のマンパワーを活用した対応が解決に向けた一番の方策ではないでしょうか。	基礎年金番号が導入されたときに、記録の統合処理が行われていなかったために起きた問題で、基礎年金番号以外の手番の記録について統合処理が行われれば解決するのではないかと認識していた。しかし、現実においては、過去の記録について管理が不十分であったため、国民の皆様に対してご迷惑をおかけしてしまった。知ったのはねんきん特別便が発送され回答をいただき処理対応を行い始めた頃だと思います。	お客様から家に火を着けてやると言われました。電話、窓口で応対させていただくなかで、お役様からご批判の言葉をいただきましたが、返す言葉はありませんでした。いかに大きな問題であったかと認識せざろう得なかったです。一人一人のお客様からいただいたご批判の言葉を忘れず、肝に銘じ、ねんきん記録問題の対応にあたるとともに、今後二度と同じ過ちを繰り返すことのないよう、業務に当たることが重要ではないかと思っています。
7775	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	なし		年金記録問題については、平成9年の基礎年金番号の導入時に年金手帳番号の徹底した統合処理等の記録確認作業が十分に行われなかったこと、また、組織全体としての年金記録に対する重要性についての認識不足等により発生したものであり、公的年金制度への信頼を失う、大変大きな問題であると認識している。	記録問題への対応としては、区市町村における年金記録問題に係る窓口相談への協力依頼、OB対しては、社会保険事務所での相談窓口への対応と事務局でのコンピューター記録と紙台帳との突合せ作業の協力依頼、また、各社会保険事務所における年金相談窓口への来訪状況の把握と混雑事務所への支援について指示。 反省点としては、相談窓口の混雑事務所への支援体制の整備が遅れたこと。また、年金記録の整備については、少なくとも国民共通の基礎年金番号導入時に、「未統合記録5,000万件」の統合処理等に向けた徹底的な調査を行うべきであったと考える。
7776	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	世間一般に知られていない問題を知らないため、それに対する方策はありません。	年金の支給に結びついていない記録があるということは、その分本来受給できる額よりも低額で年金を受給している受給者がいるということであり、老後の生活基盤である年金額に影響する非常に重大な問題と認識しています。 年金の支給に結びついていない記録が5000万件もあるということは、一昨年に報道がされたときに知りました。	年金記録問題は非常に大きな、また重大な問題であり、受給者・被保険者の方に多大な迷惑を掛けていることを真摯に受け止め、受給者・被保険者の皆様に少しでも納得・安心していただけるように心がけ、対応に努めました。
7777	地方庁	その他(社会保険事務所)			問題が出てからの所属なので2年前くらい	ひとつひとつ丁寧に処理管理していかなければならないと思った。 手管理での難しさ、最初が肝心。 法令順守にのとって仕事に努めなければならいと感じた。
7778	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じ上げておりません。	ねんきん定期便等を通じて、国民全員が自身の年金記録をいつでも確認でき、不審な点について照会できる体制造りをすすめていくしかない、と考えられます。	年金記録問題、特に宙に浮いた年金記録については、社会保険庁における長年の負の遺産だという認識を持ちました。たくさんの戦中・戦後の厚生年金記録が宙に浮いているというのは、だいぶ以前に認識しておりました。しかし、当時は、ご本人の申し立て(期間照会)によって救済されていると思っていました。	私は、何も対応できませんでしたが、これはこのままではだめだと思ったときに意見をあげ、それが通って業務が改革されるという風土が必要ではなかったかと思われます。
7779	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	1つ1つ丁寧に調査するしかないと思います。結果、時間がかかっても仕方がないと思います。ただ時間がかかる場合は調査の依頼者に対しよくよく説明する必要があると思います。	統合されていない手帳番号がたくさんあるとは知っていましたが、国民年金の納付済みの記録があるという事実は大々的(H19年ごろ?)に報道されるまで知りませんでした。また、標準報酬の問題も健保厚年の経験がほとんどないので 報道されるまで手法が想像すらできませんでした。 いわゆる消えた年金問題をいうのも当初は未統合の手帳番号をさしているものだと認識していました。納付した記録が反映されていないと知ったときは愕然としたことを覚えています。	問題があると知ってからは、先入観をもって判断するのは危険であると認識し記録照会があれば慎重に聴取し、また相手の記憶を呼び起こすことで記録解明のヒントをつかむことを心がけるようになりました。 過去の記録漏れ等については台帳時代を知らないので悔々には申し上げられませんが、国民年金の社会保険事務所の過失で最も大きなものは、システム投入時の記録の移し変えの際に、チェックを厳重でなかったこだと思います。 標準報酬については、成績が下がり一時的には苦しい道になったとしても、法令順守の道を選ぶべきだったと思います。
7780	地方庁	その他(社会保険事務局)	報道されているもののほかに問題として認識しているものはありません。	人件費はかかると思いますが、多くの職員を配置して解決に向けて重点的に取り組むことが必要であると思います。	未統合の手番があることは最初に配属された所属課の上司より聞いており、年金手帳等に手番が記載されている場合は統合処理をするよう指示されていました。しかし、この当時は、報道されているような多大な手番があるとは認識していませんでした。 平成18年度より年金相談をするようになり、氏名索引等をする中で、未統合の手番がかなり多いことに驚きました。 オンラインの中に入っていない記録があることや報酬月額等の改竄等があることは報道で初めて知り、それまでは職員からそのような話を聞いたことは一度もありませんでした。	年金請求時や記録確認等で勤務期間や報酬、国民年金の納付期間についても確認し、オンラインで出てこない記録の申立てについては必ず記録照会回答票を提出してもらうよう説明できました。 しかし、氏名索引をして、ほぼ請求者の手番だろうと思われるものがあっても、本人が覚えていなかったり、すでに亡くなられていて特定ができないものもあるため、すべてを基礎年金番号に統合することは困難であり、未統合手番を減らすには時間がかかりかかると考えます。 未統合手番が多く存在することについては、年金相談などで氏名索引をする機会があれば知ることはできたと思いますが、裁定請求時に確認すればいいという考えがあったため、問題化されるまであまり対策をとってこなかったのだと思います。 しかし、オンライン化されていない記録や納付記録の漏れがあることについては多くの職員が知らなかったであろうし、改竄については携わった職員でなければ知ることはできなかったと思います。 これまでの自分を振り返ってみると、オンラインの記録が正しいと思い疑うことはなく、紙台帳で

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7781	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	ひとつひとつこつこつと。	解決困難。 報道されはじめた頃。	お客様からの記録照会などは正確かつ迅速に対応しようとしました。
7782	地方庁	その他(社会保険事務局)		被保険者や受給者に対して手続方法を通知するだけでなく、面倒でも手続きをとってよかったと思える結果(どれくらい受け取れる金額か具体的な答え)をわかりやすく伝える。	平成19年6月ごろより、受給者や被保険者が、いままでお役所しごとと言われていた不誠実な社会保険庁に対する不満や訴えが噴出した結果だと思いました。	被保険者ひとりひとりと向き合って、最後までその人の身になって、お互いに解決できるように対応しました。
7783	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	社会保険事務所で保管している、厚生年金被保険者の紙台帳の劣化によって、劣化とは、具体的には、手ですれて文字が薄くなったり、紙の角が欠けていることですが、被保険者氏名が読み取れない部分があります。	すでにマイクロフィルム化されているので、方策は取られていますが、これ以上劣化しないようにビニールなどに一枚ずつ入れた方がよいと思います。	私が採用になった20年以上前にも、被保険者から厚生年金の期間照会があり、担当者が厚生年金記録を調査していました。現在、「年金記録のずさんな管理」と言われていますが、当時、それが普通のことだと思い、年金記録問題だとは認識していませんでした。 また、年金手帳番号の払出しについて、厚年資格取得届に手帳番号が記載されていないと新番を払出ししていましたが、それが年金記録問題(宙に浮いた記録)につながるとは認識していませんでした。健康保険証を早く発送することを重視していました。	基礎年金番号の導入によって一人一番号を強く意識する機会になり、重複付番をしないように努めていますが、基礎年金番号導入以前から手帳番号の重複取消しを進めたり、既に手帳を所持していると思われる者に新番を払い出さないようにしておくべきだったと思います。 そのためには、「ねんきん特別便」のように、本人が自分の年金記録を確認できる仕組みをもっと以前に構築しておくべきだったと思います。 国民年金の納付記録についても、未納分の納付督励や追納勧奨だけを行うのではく、加入期間全ての納付状況を示してから行う方法を取っていればよかったと思います。未加入によって納付督励されなかった人が未納がないはずだと申し立てられるケースが見受けられます。 厚年被保険者記録の事業所記号と被保険者番号が全て「0」で登録されている記録がありますが、記号・番号を登録しておいて欲しかったです。また、今でも調査しながら登録できるようにして欲しいです。この厚年記録がどこの事業所なのかという照会が多々あります。
7784	本庁	その他(本庁)	公表されている以外には特段ありません。		未統合の記録が存在するということ。 年金受給者に記録の漏れがあることを知ったのは、平成19年頃であると思います。	年金相談の際に十分に記録を確認していただくようにしました。 反省点としましては、定期的にご本人へ記録を確認する機会がなかったことがあげられると思います。 また、社会的な背景として、授業で特に学ぶことがなかったように思われますが、社会人となった際に突然その制度に組み込まれるため、年金に関する知識を受給する際に初めて知ることが多いと思います。ですから、教育の現場にも年金制度をもっと広げていけたらいいのではないかと
7785	地方庁	その他(社会保険事務所)		1.検索方法を工夫する。 1.共通090 同時に検索できるように改善する。 例ねんきん花子 東京花子 2.厚年080 名前と市名を同時検索できるように改善する。 例ねんきん花子 神田区 3.当時の地図と当時の会社名が表示できるように 商工会議所名簿等 窓口で当時の場所は、わかるが会社名は、やぼえていない。 2.移動式のマイクロバスで、受給者の近くまで、いって本人に直接聞けるようにする。	およそ15年前ぐらい。国民年金は、窓口で本人に直接聞けるか"、厚生年金は、聞けない。 適用課の期間調査が、以前は日常毎日行われており、永遠に申請がおこなわれるのであり、これについての解消方法を考えれば、だれでも気がついてはずである。期間調査の申請件数の解消法は、*******	国民年金に所属しており、人事移動もなかったので、発言できないような、職場の情勢であった。 職場は、大多数が、厚生年金の厚生年金特別会計の職員であり、そのような状況下でない。
7786	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	社会的に重大な問題 マスコミ等で取り立たされた頃	信頼回復に向けて、マニュアルを逸脱することなく業務を遂行してきた。 反省点として、職員個々の意識の統一が図れていなかったこと
7787	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	特別便、定期便などでのお客様からの記録照会に関して、各社会保険事務所の現場で対応することは、職員数の減少や当業務に係る経験の有無などから制約が多く、専門チーム化するなど、集中的に対応する環境が望ましいと考えます。マンパワー、システム機器などを集中配備し、かつ記録照会のノウハウを蓄積できる体制構築が最も重要だと考えます。	[redacted]その時点ではマスコミ報道による5000万件の「消えた年金記録」問題、標準報酬月額の改ざん問題などの認識しか持ち合わせておりませんでした。これらの問題を認識したのは、それぞれマスコミに取り上げられた時点でした。 現在は、社会保険事務所の所長として、一日も早くお客様にとって正確な年金記録とすることができるよう、その務めを果たしていくことが使命だと認識しています。	現在、事務所全体で一日も早い年金記録問題の解決を図ることが不可欠だと考えています。特別便、定期便などによる記録照会について、期限を切ってお客様お一人おひとりの記録を回復すべく、今後とも事務所全体で取り組んでまいります。 反省点としては、年金記録問題が社会現象化し、マスコミなどで大々的に取り上げられてきましたが、社会保険庁全体としての具体的な対応の仕方が明確ではなかったように感じています。 (事務所任せ、事務所毎に対応がまちまちになっているように感じます) いつまでに、誰が、何を、どのようにするのか、が十分に組織全体に徹底されていなかったように思います。今後はこの点を徹底していくこと、また外部に向けてもオープンにしていくことが、結果としてお客様からの安心、評価につながっていくのではないかと思っております。
7788	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	いろいろな年金問題について、それぞれ個別に取り組んでいるとこであり早期に解決すべき問題ではあるが、お客様に確認作業が必要な案件であることから一件一件を地道に行う必要があり時間が係ることである。 しかし、高年齢者の方等は早急に解決を図る必要があることから、 各県ぐらいの単位で年金問題を解決する専門のチームをつくり、受給者を優先し、これまでのやり方に加え、無反応者には市町村の協力を得ながら戸別訪問により積極的に解決を図ってはど	国民一人ひとりにとって、老後の生活がかかる重要な問題であり、一刻も早く解決すべき問題だと認識している。	お客様の立場にたって、電話・窓口等にて問題の解決に取り組んでいる。 一人ひとりの重要な記録を正確に長期間に渡って管理する必要があるという職員の意識とその時代時代の最先端のシステムが必要であった。
7789	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。		基礎年金番号制度発足後、事業所からの資格取得届の提出時に基礎年金番号の他に手番の記入をしているかたが見受けられた時に複数の手帳を持っている人が多いと認識した。厚生年金加入者からの申し出により、給与明細の内容と報酬月額の決定内容が一致しなかったり、国民年金加入者からの申し出により、領収書を持っているのにオンライン上、納付記録が反映されていないケースがあった時に処理、チェック、記録管理体制の甘さを認識した。事務所業務になった平成13年4月以降に知った。	届出、申し出に対して、誠意を持って対応している。 反省点として、申出書の処理、チェック、記録管理の不徹底が挙げられる。 厚生年金保険については、届出者である事業主の協力が不可欠であると思われ、年金手帳の管理については事業主、本人の協力が必要と思われるので、今後は社会保険制度についての理解を深めてもらうための更なる努力が必要だと思う。事業所からの届出内容の決定、確認通知書は事業主に送付しているが、事業主、本人の双方が確認できるようになればなおよいと思
7790	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません	専門のチームを立ち上げてやらないと、通常業務も中途半端、年金記録問題も中途半端になってしまう危険があると思います。	基礎年金番号を附番した時、他の番号を持っている人からの回答のフォローができていなかった。	年金記録問題が出て矢継ぎばやに対応していたが、場当たり的なところがあり、対応が後手後手になっていたような気がする。もう少ししっかり職員の意見を聞いて(特に現場の)対応すべきだったと思う。今回のアンケートも時期が遅すぎたように感じる。
7791	地方庁	その他(社会保険事務局)	・特にありません	・進捗状況や記録訂正の工程等の情報をお客様にお示しするなどして信頼回復に努め、お客様のご理解・ご協力をいただきながら、解決をはかるのがよいと思います。	・マスコミに取り上げられるようになってから、問題を認識しました。	・制度ごとの付番でなく、1人1番号で記録管理をしていれば良かったのかなと思います。 ・現在行っているように、記録のお知らせをして、お客様に定期的に記録の確認をしていただいていたら、と思います。
7792	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在も取り組んでいることですが、特別便・定期便で本人に自身の記録を見直してもらうのは当然のことながら、過去記録の不備を可能な限り補正し、基礎年金番号との突合を行うことが第一だと思います。 また、事業所台帳や被保険者名簿を全国に配布したことで利便性が向上しましたが、調査にはある程度の技術が必要であり、そうした人が不足している為、人材の育成もまた重要だと思います。	この職場に入ったころから、窓口で記録が統合されていない人の相談を受けていましたが、当時は平成9年の基礎年金番号導入が完全に浸透していないので番号未統合の人が時折いらっしゃる、と周囲から聞いており自分もそのように認識しました。ただ仕事をしていく中で、窓口や電話等でたくさんのお客様から照会を受け、また、年金給付課や相談コーナーからの補正依頼を処理する中、記録に不備があったり未統合の人が多いということを認識していきました。	窓口で相談を受けたときは、極力相手方の申し出ている記録を丁寧に調べ、統合できる記録はその場で回答しました。その場で回答できないものは、期間照会として預かり担当者から後日回答し、お客さまの申し出には可能な限り応えようとしました。 電話で照会を受けた際は相手方が未統合手番を把握している場合は申請書を送付し番号を記入の上返送してもらい、本人の記憶があいまいであったりした場合は、お手数ですが窓口で記録の照合を行うよう案内しました。 年金記録問題の反省点としてあげられるのが、申請主義に基づき記録の整備は年金請求時という姿勢が組織にあったことだと思います。
7793	地方庁	その他(社会保険事務所)				
7794	地方庁	その他(社会保険事務所)				
7795	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	被保険者が見てわかりやすいお知らせ文書の発送や気軽に相談できるコールセンターの設置が望ましいと考えます。	国民の皆様の信頼を回復するために、社会保険の職員全体が一丸となり、誠意と責任感を持って対応しなければならない問題と認識していました。問題の存在を知ったのはねんきん特別便の送付を始めたころです。	電話、窓口対応時には親切、丁寧な対応をよりいっそう心がけました。 記録問題について、被保険者の皆様にわかりやすく説明し、理解をしていただくという姿勢を積極的にもつことが必要であったと考えます。
7796	地方庁	その他(社会保険事務局)			過去記録の照会票等が自宅に届いても、回答してない人が多かったと思います。回答の重要性を、マスコミを利用して、周知することが必要だったと思います。そうすれば、ゼロにすることは難しいとしても、件数は多少は減っていたはずです。 年金記録問題については、平成19年6月ごろマスコミの報道で知りました。	社会保険事務所へ来所したお客さまへ、出来るだけ年金記録の確認をしてもらうよう、声をかけました。
7797	地方庁	その他(本庁)			メディア等で騒がれ始めたころ、初めて年金記録問題を知った。統合されていない手番がいっぱいあることはある程度知っていたが、これほど年金記録の問題が深刻だったことは正直就職して驚いた。	とにかくお客さんからの声をまずはしっかり聞くことが重要だと考え、窓口業務や電話等の応対をしっかりやろうと考えた。この問題はやはり基礎年金番号ができた時点から迅速に取り組んでおいた必要があったと思う。そして、いままでこの問題を放置していた社会保険庁にはおおきな責任があると思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7798	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	地道に人と時間をかけて取り組むべきだと考えます。 専門的な知識のない人をどれだけ大量に投入したとしても、拙速に作業を進めれば、あらたな誤りを生むだけだと思います。	新規採用された後、2、3年で基礎年金番号というものができた経緯が分かった時点で、それまで個人の年金番号は国民年金・厚生年金両方ある場合がほんどで、基礎年金番号にならなかった番号があり、いずれかの時点で統合する作業をする必要があると理解できました。 年金裁定請求を受け付ける際に氏名検索により未統合の手帳番号がないかは確認しており、本人に年金記録の確認も行っており、最終的にその時点で解決できればよいものと考えていました。	今のように、ある程度本人の記録である蓋然性が高い場合に会社名などを本人に伝えてよいというやり方をするのであれば、最初からしていればよかったと思います。裁定請求時に本人が思い出せないため、やむを得ず本人のものと確認できないということは、たくさんあると思います。 どのように対応したかについては、年金の記録確認に来られたお客様についてはできるだけ氏名の読み方を工夫して検索するなど、できるだけの対応はしたつもりです。ただ、個人としてできることには限界があり、組織としてもっと早く、本人様に確認をゆだねるのではなく、積極的に、計画的に未統合年金番号のお知らせをしていけばよかったとは感じます。ねんきん待別便の目指した方向は正しいと思いますが、それがあまりに短期間に成果を出すよう迫られたこと、それに伴い一部の有能な社会保険事務所の職員が、激務に耐えられず職場を去っていったことは事実であり、大変残念に思います。 現場の仕事に携わるものとして言えるのは、未統合手番には1週間程度しか勤務していないものなど、本人確認が非常に難しいものがあるということです。職歴が何十社とある人もおられます。コンピューターのない時代に、個人が年金手帳を亡くすことがないという前提で制度を設計したことに、一番の責任と反省点があると思います。住民基本台帳とリンクした形で、いわゆる国民総背番号制に近い形をとらなければ、今後もこういったことは起こり得るのであり、年金通帳と
7799	本庁	その他(本庁)				
7800	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にはありません。	年金問題の解決を、基礎年金番号への未統合記録の解消とするのであれば、対象者本人の記憶自体が無い等の場合もあるので、現実的には非常に困難であると思います。本人確認の基準の緩和を進めていけば未確認記録を減らす事は出来ますが、誤って他人の記録を本人のものとしてしまう危険性が大きくなると思われます。解決には時間と人員が必要ですが、現状では十分であるとは思えません。 今後の対策としては重複付番の防止等、基礎年金番号管理の徹底を行い、その為には制度加	年金請求の際、どうしても本人確認出来ないケースはあったので、このような記録が存在するであろう事は、なんとなくではあるが予想はできた。	基本はやはり本人確認であるので、なんとかして確認をとろうと努力したが実際には確認基準等明確ではなく非常に苦慮した。 年金問題の原因、反省点については年金制度の国民への浸透度の低さ。年金記録の管理についても個人情報であるため被保険者個人に委ねていた部分もあったのではないか。
7801	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	人海戦術	報道されるまで存在すら知りませんでした。したがって問題として認識しようがない。	制度ごとに異なる番号を払い出したこと。
7802	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上		ベテランの職員やOB等の力を借りて、集中的に取り組むしかないと思います。	新聞報道等で、免除問題、失われた記録等の存在を知りました。	お客さんから相談、照会があったときは、懇切丁寧に、積極的に解決のために照会・相談業務をしました。
7803	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	厚年被保険者記録の整備は、払出簿・旧台帳だけでなく、被保険者名簿(マイクロ保存)との突合をすべて行う。 膨大な件数ではあるが、基本である個々の被保険者記録の整備が不可欠である。 被保険者記録のデータベースを構築できれば、専門的な知識また経験がなくても、ある程度チェックは可能となり、迅速な調査や回答が可能になると思う。 旧台帳記録など年金制度発足当初からの記録も、事業所記号の整備を見直し、「誰が何処の事業所に勤務」した厚年加入記録なのか特定できるように、していただければと思う。 国年記録についても、同様と考える。 受給権者・被保険者の方々が望んでいることは正しい被保険者記録が整備された上で、本来の正しい年金の支給をきちんとすることだと思う。 迅速な再裁定の処理・特にご高齢の方々の不安を払拭しなければいけないと思う。 しかし、正しく被保険者記録の整備がされた場合に年金額が増額になる方ばかりではない。実際、減額になる方、年金の返納をしなければならない方も出てきている。このような方々への何らかの救済措置も検討していただけないかと思う(不当利得といわれてしまえば仕方ないが・・)。	問題の認識は、基礎年金番号に未統合の記録が約5千万件もあるといわれた頃だったと思う。基礎年金番号を設定した際(平成9年1月)に、統合方法がわかりづらいといった問い合わせがあったと思う。添付されていた返信用のはがきを返送してもらうことになっていたが、提出期限が短すぎたのではないか(平成10年2月末)。 問い合わせをいただいた方や、資格取得時・年金請求時、何らかの手続き・照会のときに未統合記録の統合はしているはずと認識していた。	その頃、「自分の記録は大丈夫か？」との問い合わせが急増した。誠意をもって対応し、不安の払拭に努めた。 相手の立場にたち、わかりやすい説明をしていかなければならないと思う。 事務処理はすすめていかなければならないが、誰のために業務をしているのかを忘れてはいけないと思う。
7804	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録問題が起こったあと多くの報道がされており、特段それ以上の問題は知りません。	受付した記録照会を早急に回答することが必要と考えます。現在、事務所では自分の仕事をしながら、記録問題に取り組んでいます。人員を割き専門の係にて行う必要があります。 また、債務回復が重要です。不信から記録が間違っているのではないかと疑いの目で見られる。記録管理をしっかりしていると思っていただけることが必要です。	報道にて記録問題が取り上げはじめてからです。それまで期間調査等の業務に携わったことがなく、その後、未統合記録の整理をするなかで、多くの記録があることに驚きました。	未統合記録の整理のため記録補正に努めました。記録整理をしっかりしたうえで、ねんきん特別便を送付するべきだったと思います。
7805	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	台帳との突合、それにあわせた記録の整理は現在の方法では時間がかかると思いますが、じみちに丁寧に整理していくしかないと思います。	日々の業務において、基礎年金番号へ登録されていない番号が多くあることは認識していましたし、特に平成18年ごろから、厚生年金記録の調査および記録の補正業務に携わるようになった時、被保険者一人ひとりの記録を整備していくには、時間がかかることを肌で感じるようになりました。	基礎年金番号導入時に入社しましたが、その頃は、現在ほど世間の年金に関する関心もなかったように思います。年金手帳を数冊もたれていたり、窓口、電話等で話をしている中で見つかる記録は、積極的に統合していくように対応していましたが、やはり限られていたと思います。当時、マスコミ等を利用し記録の統合がいかに大事かを広め、現在の記録の状態を詳しくお知らせできていればと思います。一人ひとつの番号は記録はわかりやすいと思いますが、平成9年1月より以前の記録の対する対応が十分にとれていなかったのではと思います。
7806	地方庁	その他(社会保険事務所)	これまでに知られている事柄以外のことは知りません。	時間が経てば経つほど過去の年金記録の整備は難しくなっていきます。現在進められているように、一つずつ記録を確認する作業を今後も全力で行うとともに、今後同様の問題が生じないようお客様への適切な情報提供が必要であると考えています。	未統合記録が非常に多いことは採用後(平成12年4月～)比較的早い時期に知りましたが、オンライン記録とマイクロ(旧台帳)記録が異なるという話はあまり聞いたことがなく、そういったケースは稀だろうと認識していました。 また、他の手帳番号がないか確認のお知らせを業務センターから順次発送していると聞いていましたし、(私は年金給付担当に行ったことはありませんが)老齢年金裁定請求手続の中でこれまでの年金記録については、読み仮名の間違いも含めて検索し確認しているようでした。 そのため、年金記録問題が大々的に報道されるまでずっと、これほどに大きな問題だとは思ってもみませんでした。	採用当時(平成12年4月)から私は、お客様が窓口に年金手帳を持参された場合は手番が統合されているか確認し、未統合の場合はその場で統合処理を行うよう指導されましたので、そのとおり積極的に行ってきました。 現時点でみた場合は、社会保険庁全体として、お客様の権利意識の高まりにもっと敏感に反応し、早い段階でねんきん定期便のような積極的な情報提供を行ってこなかったことが大きな反省点ではないかと思います。 また、今後に向けた意見として以下のとおり申し上げます。 仮に20歳から保険料納付を始めて80歳に亡くなるとすると、年金はお一人につき60年もの間関わり続けることになります。以前の不手際が60年も後の権利に直接影響するような制度は、この年金を除いて他に何があるでしょうか。 制度の運営者である私たち一人ひとりがそのことをよく自覚し、常に先を見据えながら日々の業務を行っていく必要があると考えています。
7807	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	職員が一般業務を行いながら年金記録問題に取り組むことには限界があるため、短期間で解決を図るためには、大幅な人員増やシステム開発等が必要だと思います。 また、再発防止に向けた体制の構築も重要だと考えます。	年金記録問題は、「年金記録のずさんな管理」の問題と認識していました。また、平成18年に「宙に浮いた年金記録」として取り上げられてから年金記録問題と認識するようになりました。	年金記録問題によって国民の皆様から失った信頼を取り戻すため、国民の立場に立った、親切・丁寧な対応に努めました。 また、反省点として、①年金記録を管理する体制(システム)に問題があったにもかかわらず、改善を行ってこなかったこと、②職員に「国民の大切な年金記録をお預かりしており、適切に管理しなければならない」という意識が欠けていたこと、が挙げられると思います。
7808	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	特にありません			
7809	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。すべて知られていると思います。	オンラインに未収録の記録は、すべて収録していかなければならないと思います。また、名簿で管理されていたものは、名簿とオンラインの記録を突合させていく必要があると思います。	特に年金受給者の方には大変申し訳ないことをしてしまったと認識しております。 採用されてまもなく適用課に配属され取得届を処理した際、新規の番号払出がなぜこんなに多いのかと感じていました。	一日も早く年金記録問題を解決しなければならないと思い、出されたものは最優先で処理に当たりました。 もっと早い時期にすべての記録をオンラインに収録しなければならなかったと思っています。
7810	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	ありません。	年金記録についての知識のある人材を増員して、地道に解決していくしかないと思います。 また、地域の会社名に精通した人や情報を駆使する(情報収集)ことが、大切だと思います。お店の屋号(店舗名等)と登記簿謄本の名称が相違していることがままあり、ご本人様からの申立は、えてして屋号や店舗名で記載されてくることが多いのです。そのような事業所は、パチンコ店などに多く見られ、転職を繰り返す方や生年月日等をあやふやに届出している方も少なくありません。 倒産してしまっている事業所の登記名は分かっても、屋号(店舗名)は事業所台帳では分からないと思います。そのような情報を少しでも集めることによって、発見できる記録もあるのかな・・と	年金をかけてきたにも拘らず、それが受給権を満たしているにも拘らず、支払われないというのは、理不尽であると考えました。また、年金制度の信頼を揺るがす問題だと思いました。 10年ほど前、年金相談をした際、ご本人の記録と思われるものがあり、確認させていただくと覚えが無いと言われた時、経験上、その方のものと思われても本人記録とできなかったことがあり、その時には「思い出したら、手続きしてください。」と伝えたものの、思い出されなかったらどうなるのだろう？と漠然と考えたことはあります。しかし、こんなに多くの記録が残っているという認識はありませんでした。	窓口対応の際は、信頼を取り戻すためにも、じっくりしっかりお話を伺う事を心がけました。(6)にも記載したように、本人の記憶にあるお店の名称と、年金記録に登録されている名称が一致するとは限らないため、所在地や代表者のお名前など、年金記録発見のヒントになるような情報をご本人様からいただくようにしました。 ご本人様の年金記録確認の際に、会社名を挙げて記録確認しなかったことは、反省点としてあるのかなと思います。また、基礎年金番号発足時に、もっと統合作業を進める施策を打つべきだったのではないかと考えます。しかしながら、あの時、ああすればよかった。こうすればよかったと考えるよりも、今後、いかに速やかにこの問題を解決していくのかを前向きに考える事のほう
7811	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	職員一人、一人の努力はさることながら、今の人員では早期の解決は無理と思いますので、もっと多数の人員の確保が必要だと思います。 外部委託も一つの方法だと思いますが、台帳、端末が必要不可欠なので、 現実的には難しいかと思います。	平成12年頃年金給付課になったときに、かなり浮いている記録があることを知りましたが、本人確認の方法が、本人の記憶に頼るしかない状態にあったで、このままだと埋もれてしまう記録が、多数存在するだろうという認識でした。	何とか、一つでも多くの記録を本人に結び付けたいと思いましたが、先述のとおり、当時は本人の記憶でしか一致できない状態だったので、かなり難しい状況でした。国民年金の納付記録についても当時は、昔の台帳は、マイクロに残っているだけなので、氏名検索をしても出ない記録は探すことは不可能というように聞いていました。そのため思いつく限りの氏名検索はしましたが、なかなか記録を見つけることはできませんでした。 やはり初めの体制にかなりの問題があったとおもいます。あと国民の年金に対する意識があまりにも薄かったということも問題だったと思います。もっと前から国民への働きかけをするべきだっ
7812	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		更なる人数増加し、対処する。 また、今後のために完全なるシステムを構築する。	国民の方にかなりの不安を与えてしまった。 年金法律の不安、年金を司る職員の職務怠慢など、社会保険への疑念だけが残った。 知ったのは、平成18年頃	信頼回復のため、日々業務を真剣に遂行し、一日でも早く受給者の記録が正しくなるように、自分の業務以外でも手伝えるところは手伝うようにしている。 現時点で感じる反省点は、信頼回復の為に早く通知などを送る姿勢はいいと思うが、ちゃんと処理されているのか、十分なチェックが行えていないので、更なるミスを生んでいる。 なので、より確実なチェックが必要。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7813	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		年金問題を知ったのはニュースで報道されるようになってから。 登録されている記録は正しいと思っていた。 認識については、社会保険庁の記録確認の甘さと年金制度の周知不足、また本人の確認不足が引き起こした問題と思われる。	対応としては、年金制度の説明を行なう。 反省点は、厚生年金の記録について、被保険者に対しての通知は「事業所が被保険者へ通知する」ことになっているが、定期便のように社会保険庁から直接本人へ定期的にお知らせするべきだと思う(実際、採用前に厚生年金に加入していたが、給与から正しい保険料が控除されているのか不審に思っていた)。
7814	地方庁	その他(社会保険事務所)		お客様お一人おひとりに、誠実に対応する。	将来、お客様が年金を受ける時に、支給もれが発生する恐れがあると思った。基礎年金制度が導入された時に、手番を記入いただく方法をとった時点で、記録の統合もれが、発生するとも感じた。またその後、年金請求時に、手番・職歴を確認するということを知って漏れが減るのではと	いち職員では、対応に限界があると思った。しかし、自分が対応したお客様だけでも、できるだけ細かく職歴を聞き、手番統合に努めようと思った。 現時点で見た場合、上司に提言し、さらにその上も含め、全体で対応を考えるべきだったと思う。
7815	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般的に知られている問題以外は存じません。	ここで問われている「この問題」が(6)の質問に対する答えを指しているのであれば「特になし」の回答ですが、「この問題」が(6)の質問に限定せず、年金記録問題全般を指しているのであれば、問題となっているファクターを一日でも早く全職員が一丸となり解消する事は当然の事ではあるが、大事な事は同じ過ちを二度とくり返さないことであると思う。 特に私が懸念している事は、被保険者の方をはじめ事業主様より提出された書類の登録は、確実に登録し管理しなければならないが、事務の煩雑から誤入力されたものがその後のチェック時に気付かれずそのままの状態になる可能性が十分に考えられ、そのため徹底したチェック体制が求められると考える。	まず、このような問題を認識したのはメディアで取り上げられてからである。当初は基礎年金番号として採用されない厚生年金番号や国民年金番号が数多く存在しており、これを基礎年金番号に採用する、若しくは基礎年金番号に統合すれば問題はある程度解消すると思っていた。しかしながら問題はこれに留まらず、番号はあるが記録の全部または一部が欠落している、記録はあるが納付記録が無い等様々な問題が生じていることが日を追うごとに表面化しており、結果、国民の信頼を失墜させてしまった大きな要因であると思う。	このような問題が生じてしまった以上、組織の一人として、一日も早い信頼回復を考え、通常業務及び記録問題に取り組んできたつもりである。 反省点を挙げれば、原因は決して一つではなく、日々の業務時に起こる幾つもの要素が絡み合い積み重なった結果ではないだろうか。もっと職員各自が意識を高めお客様の大切な記録若しくは保険料をお預かりしているという自覚を持って取り組んでいれば、少なくともここまで大きな問題に発展しなかったのではないだろうか。従ってもう一度一から見直し、今回起きた問題を教訓に今後の業務に生かせればと思う。
7816	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	年金記録の早期の調査・解決にはOBの専門知識が必須と思います。 過去の経緯を知っている者がやらなければ早期の解決は困難と思います。 事務センターでOBの方を雇い、一括集中で処理していくしかないと思います。 又、記録が見つかった後の再鑑定も、専門知識のないものがやるには限界があるため、OBの力を借りて支払いまでの時間短縮を図るべきと思います。	基礎年金番号が導入された時、未統合手番がなかなか減らない認識はありました。ただ、判明した都度、統合し最終的に年金請求時に統合をすれば良いと教えられました。 その後、年金給付課に配属された平成13年頃、カセットオープンしていないような記録があることを知りました。	当然のことながら、未統合手番が判明した都度、統合の手続きをしました。 基礎年金番号を導入した時から、現在やっている定期便を送付し、もっと早くから記録の整備をすべきであったと思います。
7817	地方庁	その他(社会保険事務所)			被保険者については、年金の従い手番のお知らせのようなものが基礎年金番号が始まった頃から送付されていたはずであるため、それにより一定の解決がなされているものと考えていた。 基礎年金番号に未統合の手番が存在すること自体は、元々国民年金と厚生年金の制度が別制度であるとの沿革からいって、当然ありえる話ではあるとの認識ではあった。未統合手番があったとしても、最終的には年金の裁定請求時に氏名検索により確認を行われるものと考えていた。但し、正直言って、年金受給者においても、これほどまでに未統合の手番が存在するとは思っていなかった。	反省点を挙げるとすれば、まずなぜWMに登録されている記録と紐台帳との記録をこれまで突合させる機会が無かったのかということ。記録問題に携わっていると、単純な氏名の読み方等の誤りや、生年月日の僅かな違い等のケースが圧倒的に多い。これらはオンライン化後に一度でも紐台帳との突合を行っていれば、大部分は防げたのではないか。 また、オンライン化後も収録されていない記録が、相当数あるということは驚きでもあった。古くから年金記録の調査等担当している職員であれば、そこまで分かっていた職員もいたのかもしれないが、オンラインが定着した後の採用のもので、記録調査に携わったことが無ければ、オンラインに収録されていない記録があるなどと思いもよらないだろう。
7818	地方庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	記録問題は発覚後からの様々な照会で持ち主が不明となっている記録をお持ちの方の中には、様々な事情により基礎年金番号に統合することを拒否されている方がいらっしゃる。(法律的には問題があり、救済制度が整っているが、救済措置を受けるための追加的な対応を100%実施できないことから、記録統合を行うことを拒否されている。)	現在行っている各種の取り組みを継続的に実施し、持ち主が不明の記録を極力0にすることに努める。 そのうえで、被保険者であったことを知らない、もしくは、様々な事情により基礎年金番号に統合することを拒否される等により、持ち主が不明の記録が残ることを公表する。 一方、今後は持ち主が不明となる記録が発生しないよう、社会保険業務においては、以下のようなこと(いわゆるふた締め作業)を行ったうえで、国民の皆様にも被保険者資格の特掃除には取得・喪失時には基礎年金番号の提示を確実に行ってもらうなどのご協力をいただけるようにお願いをする。 (実施するもの) ・20歳未満の就職時や20歳時の基礎年金番号の付番の徹底	短期間しか日本に滞在しない外国人でも国民年金や厚生年金保険の被保険者とならなければならないことや被保険者期間が短くて年金受給権を有せない方がいらっしゃることから、全て年金記録が、年金受給権者のものとならないことは予測できました。(この点については、入庁時の初任者研修で予測できました。) 年金の裁定請求時には、請求者ご本人が加入履歴を申立、かつ、氏名索引等により漏れがないことを確認しているとのことから、当初に認識を変えることはありませんでした。 世間で年金記録問題が生じた際には、持ち主不明の年金記録は私が当初予測していたものであって、現在のようなものであることはすぐには想像出来ませんでした。 具体的に多数のケースがあがるようになってから現在のような記録問題があることについての認識を持つようになりました。	昭和36年の国民皆年金制を導入した時、すぐには無理だったとしても、昭和60年の法律改正により基礎年金制度創設するまでに、現在の基礎年金制度を導入しておくべきだったと考えます。また、平成9年の基礎年金番号制度導入時にもっと、徹底的に記録統合に励むべきであったと思います。 また、過去の記録についての過信があり、年金の裁定請求時に請求者の全ての記録を漏れなく拾えないことがあることを社会保険職員が認識すべきだったと思います。
7819	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。		5000万件は老齢年金を受給せずに亡くなった方の記録が大半であると認識していました。社会保険事務所に出向していた際に年金給付課に所属していましたが、老齢年金の請求者にしつこいね」と言われるくらいしつこく未統合の記録について記憶を喚起させていたので、全国的にそのように行っていると思っていました。(年金給付の窓口において、年金額が少しでも上がった方が来訪者に喜ばれるため。)	未統合の記録につき、ある程度の仕分けをするべきであったと思います。その中で問題点が浮上してくる可能性もありましたが、請求主義という体質が問題解決をする姿勢からかけ離れていたと思われます。
7820	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	何が原因で何が問題であったのか、解決のためには何をすべきか、ということを管理者がはっきりと自覚し、立場を明確にすることが大事と思う。 記録問題のために、職員は毎日膨大な量の業務をこなしているが、いつ終わるかもわからず、残業手当も十分に支払われないなかで、延々とこれらの業務を続けていくのは非常にきついことである。職員の意欲を低下させないことが大事で、そのためには管理者の役割が今まで以上に重要になってくると思う。	10年程前に社会保険事務所で適用の業務を行っていた時、年金手帳や基番の存在を知らない人たち(そもそも年金制度についてよくわかっておらず、自身の加入記録などに無関心の人たち)が非常に多い印象を受けた。基番がわからぬまま新規適用届を提出し、社会保険事務所からの度重なる疑重複調査にも回答せず、結果としていくつも新たな番号を払い出されてしまうケースが多かった。そのため、記録問題が発生するのは、そもそもこうした国民の側の、制度に対する無知・無関心が大きな原因となっているのではないかと感じていた。日々の窓口対応の中で、このような無関心な客に接することが多かったため、未統合手番が多いことは何も不思議なことではなく、「ある意味やむを得ないこと」「どうにもならないこと」といった感覚が自分自身にしみついてしまっていたように思う。 そのため、マスコミで記録問題が大きく取り上げられ、行政側の管理体制の批判ばかり目立つようになると、非常に違和感を感じるようになった。(今更なにを突然騒ぎ出したのか？私たちばかりが批判されるのはどういうことなのか？という感覚)	制度に対する国民の側の無知・無関心も当然あったと思うが、なぜそのようになってしまうのかといった視点や、もっと関心をもってもらうためにはどうすべきか、といった視点に基づき、保険者としての責任をもち、もっと積極的に事業を行うべきだったのではないかと反省している。 国民が知らない(意識しない)うちに、結果的には記録の管理が長期間なおざりの状態になってしまっていたことは事実であるし、ましてや記録の改ざん等が行われていたことは非常に残念なことだと思う。
7821	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません。	わたしたちの組織がこれで解決したと思っていても、国民の皆さんやマスコミがこれでよいと判断しない限り解決とならないことに難しさがあると思います。 社会保険庁＝悪というイメージが払拭されないと、問題の解決は永遠にやってこないのではないでしょうか。 現場では、今後予定されている紙台帳とコンピューター記録の突合せや、マニュアルに沿った事務処理など地道な努力を積み重ねて信頼を得ていくしかないと思いますが、現在検討されている「一定の条件をみたせば記録(納付)を認める」ことは、社会保険庁＝悪というイメージを固定させるだけであり、年金制度を信じてまじめに納付してきた方々をも裏切る方策だと思います。	基礎年金番号に統合されていない記録が存在していることは当然認識していましたが、年金請求時に確認をしてきれいにするという前提があり、なおかつ未統合の記録の全体像がわからなかったため、マスコミで5000万件もあると報道されるまで問題という認識がありませんでした。 国民の皆さんからしてみれば、かけてきた年金が受給に結びついていないということが問題であり、そんな記録が5000万件もあるということは、どんな記録管理をしているのかと言われても仕方がない事だと思います。	問題にされなければ、未統合記録の解消に向けてヒトやお金をつぎ込むことはできなかったと思います。 現代のようにコンピューターがなかった時代の記録までもきちんと管理し、給付につなげていくことは並大抵のことではありません。 問題と認識していなかったことが誤りであったわけですが、未統合記録の解消には地道な方策しかなく、確実に事務をこなしていくことで信頼を得ていくしかないと考えています。
7822	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	専門の調査チームを構成し、専念できる状況を整える。	名前のない記録があり、この記録はどうなるのかと疑問を感じていました。 年金請求時に記録が判明しても、不利益な記録については統合しない方向への説明もあった。 平成12年頃、相談コナー所属時	対応しませんでした。もっと年金法熟知すべき努力が不足していました。
7823	地方庁	その他(社会保険事務局)		現在実施していることを確実に行うこと。	老後の生活に直結するたは、大変おおきな問題と受け止めていた。 問題の存在については、適用課で仕事をすれば、少なからず社撰な管理、仕組みと感じますので、年金受給する際、このような問題はでてくるとは思っていました。	基礎年金番号を乱発しないための取り組み。お客様との対話。 現時点で言えば、職員が少なからずおかしいと感じていたことが反映できず、いつのまにか当たり前となっていったことと思います。
7824	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	現状では地道に本人への照会を行い、確認作業をしていくほかないと思います。国民年金記録については市町村との情報交換が非常に重要と思うのですが、現在の状況では非常に不十分と思えます。話が飛躍してしまうかもしれませんが、一時、議論の出ていた、総背番号制のような形式をとって、情報の共有化を図ることによってさまざまな機会を通じて、自身の年金について、確認が取れるようになるとよいのかと思います。	複数の年金番号をお待ちの方が非常に多いという認識はだいぶ前から持っていましたが、消えた年金との問題がクローズアップされるまでは、あまり深く考えたことはありませんでした。今では、この問題の原因は、我々の情報管理の甘さや制度に対しての周知不足が招いた問題と認識しています。	窓口でお話を聞いていると、今回の問題が年金制度に対する誤解から生じているケースも多く見受けられたため、まず制度に対する説明をきちんとし相手に誤解を生ませないように心がけようと思いました。今まで、基礎年金番号を設定したときなど、年金記録の問題を取り上げる機会はあったと思うのですが、すべてを後回しにしてきた我々の考え自体が反省すべきものと思います。
7825	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		あってはならない前代未聞の大問題だと思っています。 年金裁定時には、全ての年金記録を確認の上裁定しているものだと思っていました。 確かに、年金裁定済みなのに別番号があったというケースはありましたが、 年金給付課等ではなかったため、稀なケースであると思っていました。 「5000万件」という数字が明らかになり、その時初めて大変な問題だと認識しました。	この問題が明らかになったとき、極端に言えば「WMの記録はほとんど正しくないのではないか」と思うようになり、WMよりお客様の記憶が正しいものだと思い 対応にあたりました。 年金特別便の送付が始まりましたが、本人がすでに死亡され遺族の方もすでに高齢や認知症等で、記録が確認できないケースが相次ぎました。 また、当初は事業所名のヒントとなるようなことを伝えてはならない等、現場のお客様への対応を無視した取扱がされており、窓口でのトラブルや警察沙汰の 原因にもなりました。 やはり、問題は「申請主義」にあるものと思われます。現在では定期便や裁定請求書の事前送付、年金問題により年金への意識が高まっていると思いますが、やはり最後はご本人様の記憶頼みになってしまいます。別人記録の統合処理をしてしまうよりはいいですが、ご本人様である可能性が高い記録なのに、記憶と一致しないことで年金記録に結び付けられないのは、歯がゆい思いです。 かといっても、何かいい方法はないかと思ってもなかなか思い浮かんではきません。私が出来ることは、未来の社会保険(機構)職員の人に、「昔の人がやったことだからね～。今のあなたに
7826	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	すべての紙(マイクロ)台帳の記録を漏れなく電子化し、すべての方に確認を行う。	オンライン化後に採用になっていたこともあり、基本的に記録は全てオンライン管理されていると認識していた。不備な記録があることも知っていたが、ごく一部であると思っていた。	そもそも、記録は全てオンライン管理されていると認識していた。 オンライン化への移行が煩雑であったこと。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7827	本庁	その他(本庁)	特に無し。	二度と誤りの無いように、精密に記録調査を実施したい。 このため、もう一度、高齢者から順に一定の期限を定め調査を実施するべき。 例えば、最初の一年間で70歳以上の方の調査。次の一年で65歳以上の方の調査というように集中し記録確認と調査を実施したい。短期間に全ての方を調査するのは混乱の元となり、さらなる問題の誘発に繋がるのではないかと心配。	年金手帳を複数所持している方がいることは、周知のことであったが、記録内容に問題があるとの認識はなかった。	未統合記録に関しては、届出を提出していただき、重複取り消しするという順序を踏むものだと考えていた。また、年金請求者への記録確認は慣重に行われていたので、大きな問題との認識には至らなかった(受給者の方に不利益は発生しないと認識していた)。 反省点としては、年金手帳を安易に発行してしまっていたことが大きいのではないかと考えられるが、実際、現場で全ての資格取得対象者への確認調査が実施できるのかは疑問であり、早急に一人にひとつの社会保障番号等の交付が必要ではないかと考える。
7828	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
7829	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
7830	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	現時点では、被保険者・受給者・からの申し立てに基づいて地道に可能な限りの確認作業を行っていくしかないと思う。 ただそれのみでは解決し切れないと思うので今後は何らかの救済策を講じる必要はあると思う。	年金記録問題は自分が生まれる前の期間の部分がほとんどで、なぜ今まで指摘されないままでいたのかがすごく不思議だった。 問題の存在は平成18年にマスコミで大きく取り上げられるようになって知った。	平成18年以降、世間で大きく取り上げられるようになった当時は事務所で窓口業務を主に担当していて、多数の来訪者の方の対応だけで精一杯だった。 この問題の一番の反省点はすべて申請主義にもとづく対応処理を長年にわたって行ってきたことにより、年金記録は被保険者・受給権者の大切な財産の一部であるという意識が欠落していたことだと思う。
7831	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
7832	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	報道されている問題以外は承知していません。	①過去の発生事案については、システムチェック機能をさらに強化し、今後の発生を防止する。 ②本人からの訂正申出主義を改め、職権訂正を拡大する。	基礎年金番号に統合されていない記録は大量にあるとは認識していたが、年金裁定請求時に統合すれば解決すると安易に考えていた。 記録問題の存在を知ったのは、不適正免除や、ねんきん特別便の送付により、様々な年金記録問題が浮上した頃。	被保険者の立場に立って、常に対応してきたつもりであるが、相談者が大量に 発生し、長期化するに従い、個々への対応が緩慢となった点を反省している。
7833	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	永年にわたって先送りされ、深刻化した問題に対する単純明解な解決法など無いと思われます。 できることはただ一つ、目の前に現れた事案を現行法のもと、正しい(と思われる)形で一件一件処理していくことのみです。	私が採用されたのは平成14年です。 未統合手番があることは採用直後より知っていましたが、 記録の誤った手番、氏名すら入っていない手番、さらにはオンライン化すらされていない旧台帳の存在を知ったのは問題が顕在化した後で、 ここまで底の深い問題だとは思いもしませんでした。 はっきり言って、こんな問題を抱えている官庁だと知っていれば初めから職場に選んでいません。	顕在化するまで問題であることすらわからなかったのに対応もなにもありません。 過去の反省点とすればもちろん、 昭和60年前後(当時私6歳)のオンライン化の際の入力内容のチェックの徹底、 平成9年の基礎年金番号導入時(当時私高校生)の手番解消への更なる取り組みなど、 問題解消とまではいかなくても軽減にはなったであろう数々の施策を怠ってきた過去の社会保険庁の存在そのものが反省材料でしょう。 「わかっているのにやらなかった」ことが反省点です。
7834	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		複雑な年金制度において発生しうる問題であったのではないかと思います。記録のオンライン化、制度改正時など記録整備をする時点はいくらでもあったのではないかと考えます。	案件により様々な経過等があると考えられますが、内容に沿った調査(当時の状況等を自分の知り得る範囲で)を踏まえた上での対応を心掛けました。
7835	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	年金記録の解決を急ぐあまり、期間調査等が不十分なまま誤った回答がなされないかと恐れるところです。	平成9年1月に基礎年金番号が実施された以降も、手帳番号の統合が進んでいなかったため、いわゆる「中に浮いた年金記録」となったものと考えていました。マスコミ等で騒がれだしてから、事の重大性を認識するようになりました。	基礎年金番号が導入された以後、社会保険庁において未統合の記録を積極的に統合する取り組みが不十分であったことに問題があると思います。なお、私自身は、社会保険庁の記録データ上、氏名等が登録されていない記録の調査・捕正に取り組みました。
7836	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません(もうないと思います)。	年金記録問題といっても様々であります。 大きく分けて世間でいわれてるのは①大量の持ち主不明の手番を保有(いわゆる宙に浮いた年金)、②保険料を納付していたにもかかわらずに記録が残っていない(いわゆる消えた年金)、③標準報酬月額の遡及訂正(いわゆる不遡正遡及訂正)について問題視されてきました(います)。 解決方法としましてはまず信頼を回復する。 これらの問題をどう解決すれば良いのか？ いづれの問題についても全員で真摯取り組んできましたし、今後、年金機構に移行するにあたり	もちろん年金問題(いわゆる宙に浮いた年金問題について)は当方の責任であることは間違いないのですが、当時は紙台帳(年管理)の時代で、氏名と生年月日、資格取得年月日、報酬の変遷等を台帳に記載し、事業主(被保険者)へ年金手帳(紙)を交付していた(作為的に不正はほぼ行っていない)のですから一方的に社会保険庁(社会保険事務所)が責められることに不公平さを感じました。 また、平成9年1月1日より基礎年金番号が導入され、他に記録を保有されていると思われる方の一部について案内を送付していますが、この時点において過去記録の本格的な調査および記録の整備をしていればこのような状況にならなかったと思います。	現在も厚生年金の資格取得届を処理する際に本人と思われる可能性の高い記録(転居等で住所相違の記録が存在する場合)が存在している場合について、その記録が本人のものであると断定できない場合は新しい番号が払い出されてしまいます(いわゆる重複付番されてしまう)。すなわち宙に浮いた状態と変わりありません。 特に若年者についてこのような傾向が強く見受けられ、年金制度全般について興味を示してないと感じられます。 このような現状を踏まえると相互扶助で成り立っている年金制度の根底が崩れてしまうことが危惧され、根本的な年金制度の見直しが必要であると日々感じております。
7837	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	存じません。	現在の取組以上の方策は思い浮かびません。	年金記録問題の存在は、メディアで報道されるようになってから知りました。 裁定請求の際に過去記録を確認するので、統合されていない記録は、順次解消されるものと思っていました。 その為、この問題はあってはならない問題であると認識しました。	お客様からの相談があれば、内容を詳しく聞き取り、調査するだけでした。 国が費用を惜しまず、紙台帳をWMやマイクロへのデータ移行をすべきであったと思います。
7838	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。		年金を支給する側の、記録管理能力の甘さ。 年金を支給される側の、認識の薄さ。 社会保険庁に入庁した時から。 上記のような問題があるから、記録課という部署がセンター内に存在したのだろうし、基礎年金番号という制度化を行い、きちんとお支払いしようとしていたのだと思っている。	せっかく、部署も設け、制度もより良いものにしたのに、アピールが足りなかったのだと思っている。
7839	地方庁	その他(社会保険事務局)		根本的な問題として、そもそも年金記録問題の「解決」の具体的な定義がなされていないように思える。抽象的な「最後の一人まで」というようなフレーズは度々耳にするが、現実的には判明困難な記録もあると思われるし、第三者委員会の認定のように、あとから基準を変えるようなことがあれば、問題の解決の定義そのものも変更されることになる。目に見える形でのゴールが示されればそれに沿った形で方策が見えてくるのではないか。	[redacted]、複数の年金手帳を所持している方がいらっしゃることを認識した。その当時は、数年前に基礎年金番号が導入された時期であったので、過渡期的な問題かと思っていた。	窓口で複数の手帳が提出された場合、あるいは一冊の手帳に複数の番号が記載されている場合は、基礎年金番号に登録処理を行うようにしていた。反省点としては、問題の規模を根本的に勘違いしていた点がある(複数の番号があるといっても、制度ごとに別々の番号をもつ程度で、同一制度内においても複数の番号があるとは思っていなかった。)
7840	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し。	記録問題に特化した人員の配置をすべき。 事務所においてはその他の仕事と掛け持ちになっていることが多いと思われる。 その為には非常勤職員を増やすよりも、任期つきであっても常勤職員の人員増が望ましい。	私が入庁したのは基礎年金番号導入直後であったため、未統合の手帳番号が存在することは当然であり、全ての記録は裁定請求時に統合されるものと認識していた。 私の母親は自分が国民年金をかけ始めた昭和39年からの国民年金の領収書を父親の分も含め1年度ごとにまとめていたため、自分の記録は全てとは言わないまでもある程度各自把握しているものと思っていた。 今回これほどの数の未統合記録が存在することを初めて知ると同時にショックでもあった。 とてつもなく大きな問題であるが、国民の皆さんが良くも悪くも年金に関心を持つ良いきっかけになったと思う。 ただこの問題の根源は年金に加入してから受給するまでの間が約40年もあるということと、制度の複雑さと、それを国民の皆さんが理解していると思っていた私達の傲慢さだと思います。	国民の皆さんに年金制度を理解していただくと同時に、社会保険庁の悪いイメージの払拭のため丁寧にお客様に接することを心がけた。 前述しましたが、この問題に特化した人員が少なかったため結局問題解決にむけたリーダーシップを発揮できる人も少なかったと感じます。 非常勤の方をたくさん雇用しましたが、常勤職員とのこの問題に対する意識の差は歴然であった。非常勤職員は記録問題の処理に充てるのではなく通常業務に割り振り、常勤職員を記録問題にもっと多く充てるべきだったと考えます。
7841	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし		平成19年頃 ↓↓↓ 一般企業に勤めており、 大きな問題としてニュースに取り上げられているとしか かんがえていなかったが、 退職した際、自分の年金記録等を確認しに社会保険事務所にいった際 実際働いていた会社は存在しないという回答がきて あり得ないと思ったことがあった、、、 現在 ↓↓↓ ①回答のスピード ②宙に浮いた年金番号。。。(名前・生年月日が違う、喪失日不明等)	現在 ↓↓↓ ①自分の担当ではなくても 名簿を見えるように学習。(080面面等) ②回答を早くだせるよう残業、、、 ③参考記録をできるだけ伝える等
7842	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	当時の厚生年金の紙台帳とオンラインの記録を照合し、訂正が必要な記録については早急にオンライン記録を直していく。	基礎年金番号ができる前、1人で複数の厚生年金番号をもっている 方々が統合の手続きをしていなくその結果未統合の番号が沢山ありこういう問題に発展していったと思います。	本人からの期間照会申出書に最大限漏れがないよう調査を心がけました。昭和61年以前の厚生年金の紙台帳に自宅の住所などのもう少し多くの情報がも記載されていれば、統合できる記録は社保庁で分かるものもあったと思います。
7843	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特にありません。	厚生年金の本人の記録と思われる記録については、最後まで本人確認が必要であるという考え方は第一で間違いの無いところと考えますが、やはり、お歳を召した方にとっては、長引けば長引くほど記憶も薄れるという状況を考慮すると、本人確認に拘るだけでなく、このような未統合記録に限って、政治判断で統合し、本人のためにも早期に決着する方策をとってもよいのではないかとも思います。	過用課在籍時は、庁県からの期間照会及び業務センターからの事故リスト等の回答業務に携わったことがある。年金手帳の紛失による再発行や年金手帳の重複取消に関する事業所調査、年金請求に係る職歴調査業務を行なっていたが、当時はこれがあたり前の業務として日々取り組んでおりました。しかし、調査において、氏名・生年月日の相違、事業所名の相違(いわゆる、屋号での照会)などがあり、その都度、本人に照会し訂正届の提出をお願いすることもあり、このような被保険者が年金を請求する時になって、困ることになるのではないか、また、勤務時に自分の名前や歳を偽って入社する必要があるのか、疑問に感じた時期があったように記憶しています。したがって、年金を請求する前に自分の職歴や加入期間を手帳に記録しておくことも大切であると認識し、早期回答に努めるとともに、窓口でも必ず手帳に記載しておいてくださいとお願いしていたように思います。しかしながら、未統合の記録、厚生年金の旧台帳の中にコンピュータに収録されていない記録があることについては、期間照会の調査業務を着実に行ってきた者にとっては、とても考えられず驚いておりますし、このような問題の存在を知ったのは、一昨年以降	未統合されていない記録等の対応については、年金額の増額に繋がる受給者にとっては必死であるという思いから、出来るだけ早期に記録の確認調査をして、受給者に喜んでいただきたい思いで取り組んでまいりました。 また、歳を取って、年金を請求する段になって、古い記憶をたどって職歴をしていただくには、とても無理があるのではないか。職歴が一箇所という方々ばかりではないので、この点について、年金手帳の職歴欄に必ず記録しておくことを事業所を通じて指導や注意喚起することも必要であったのではないかと思います。当時は、年金は請求行為である。そして請求時に職歴をすべて記載していただき漏れがあれば、その時に加入期間調査をすればよいという考え方があったのではないかと思われます。人間だれしも歳を取れば忘れるものであり、そのためにも、若手段階で記録を整備しておくべきであるというような考え方、方針で取り組むべきであったのではないかと、現時点で見た場合、このような点が反省すべき点と考えます。
7844	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていない問題で知っていることはありません。	全職員のマンパワーで地道に対応するしかないと思います。	年金記録問題は社会保険庁の最優先課題だと認識しております。報道で騒がれ始めた頃に知りました。	実際の担当業務よりある意味では優先して全力で対応しました。年金記録問題が存在することを把握しながら、早期に解決に向け対応しなかったこと。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7845	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	古い記録については、やはり紙台帳を扱ったことのある経験豊富な社会保険職員の古参者でないと、いくら機械が使えても当時の事業所の変遷(事業所名称や所在地の変更、合併等による同じ名称の変更等)が判らないままで、検索を重ねても解決に繋がらない記録が残ると思われる。 いかにしてそのような人材を残すかは、私たちの力ではどうしようもない部分もあり歯がゆいところである。 現時点では、そういった人材を確保した上での人海戦術しかないと思います。	基礎年金番号が導入された当時、単に手元にある国民年金番号と厚生年金番号をひとつにすれば良いという指示(指示者は不明)で終わっていたように記憶している。但しそのような事をすれば今起こっている宙に浮いた記録が残るのは、職員であれば誰もが想像できたのではないかと思う。	そうゆう私自身も、年金番号のいわゆる一元化が実施されるにあたり、単に一時的に照会文書を送るのではなく、記録を整備しておくべきではないかと上司に進言したように記憶している。上司からの返答は「おまえが全てするか？」というようなニュアンスの回答であり、いずれ年金請求時には本人に確認して統合されるものだから大丈夫、といった空気に押し流されてしまったのも事実である。 単に数字による報告や内部告発的な意見を求めるのではなく、今以上に、もっと現場の意見を聞いて、それを生かせる組織になっていかないと、職員は使い捨てで終わるのではないかといった猜疑心と、疲労だけが残る印象が蔓延し、世渡り上手なYESマンだけが優遇(人事評価も含め)され、本当に必要な解決策を持ち、それをどんどん進言できる人材は育たないのではないかと思う。 年金番号の一元化と共に、他の個人情報も管理しようとした当時、総背番号制に反対した一部
7846	地方庁	社会保険事務所長			年金記録問題は、年金という他に例を見ない長期スパーンで一人一人の国民に関わる事業であり、生活に密着しているにも関わらず、制度周知が非常に遅れていることが、大きな根源であると認識している。 現場の職員の業務に対する意識不足も否定しないが、記録管理における幾多の変遷、就職形態の変化、そして、度重なる制度改正等々、現場の対応だけでは防ぐことのできない事象が重なり合った問題である。 当然、保険料の着服などあってはならないものもあり、批判を受けても仕方が無いケースもある。 一方で、記録管理方法の移行時には、当然完璧な切り替えを目指すべきであるが、最小限のリスクは避けられない。リスクを避けるための工夫、努力がどれだけあったかにより、国民が評価するものである。 「年金教育」もなかなか進行しない。全国民の生活に関わる制度であるので、是非、義務教育の必須カリキュラムとして取り入れるべきである。 年金が身近なものであるだけに、政争の具となってしまったことが、残念でならない。 なお、通常業務の中でレアケース的に相談を受け対応したことはあったが、「問題」というレベルでの認識は、いわゆる「宙に浮いた5，000万件」と言われたときである。	ここ3年近くは、「特別便」をはじめとする記録照会の対応に忙殺される日々であり、相談者一人ひとりに真摯に対応し、理解を得ることに心を砕いてきた。 今回の記録問題に対する国の対応は、冷静さが欠けていた。 まず、5，000万件の数字に踊らされ、国は基礎年金番号導入の目的や統合処理のこれまでの経過、未統合の内容等をもっときちんと国民に説明し、その後の解決策についても、国民の立場にたった方法を検討し、理解を求めるべきであった。 「特別便」も、現役に対して「定期便」を実施するのであれば受給者だけを対象とすれば良かった。そうすれば、高齢の受給者を5時間も6時間も待たせることも避けることができた。また、フォローアップを行うくらいであれば、お知らせする内容ももっと工夫すべきであった。ましてや、何かにつけ受給者を事務所に呼び出すような文面で、現場はあきれるばかりであった。 また、特別便を実施する前に、統合により減額となるケースや給付の時効の取扱い、3号特例の復活などを早急に整備するべきであると、現場から要望したにもかかわらず、対応策を出さずに走り出し、結局は世間から批判を受けて初めて対応することを繰り返したことが、混乱をさらに大きくし、不信感を増長することとなった。 機構になった暁には、現場の声を十分に受け止めた事業運営を切望するものである。
7847	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	適材適所に人材を配置する。(過去の制度の経緯等、分からないと難しい部分が多く、当時のことを知らない職員が大半である。異動のスパンが短いとせっかく身に着けた知識の活用がおろそかになりやすい) 過去の制度がどのように推移してきたのか、LANで検索したらその当時の制度がどのようであったのか、見れるようにする(国民年金全期間前納・特例納付・高級船員・海軍甲船員等)	平成19年3月ごろ、国会案件になっていたことで、年金記録問題を知った。その当時の認識では基礎に統合されていない記録といっても、すべてオンラインに収録されているか、マイクロフィルム検索で記録が判明するものだと思っていた。年金裁定時に丁寧に聞き取り調査をしていれば、おおよそ正しい年金支給がされているものだと思っていました。 その後、オンラインシステムに収録されていない記録、生年月日をオンライン収録するときに端数を切り捨てて収録しているなど、ずさんな管理をしたことがわかり、国民の皆様に大変申し訳ないという気持ちと、制度創設時に現代みたいな記録管理システムができなくても、もっと長期のスパンで記録を管理する方法を設立してなかったのか疑問に思います。	残業、休日出勤をしてもさばききれないほどの、大勢の来客対応、事務処理に追われて、どのようにと考える余裕もなく、庁の示すマニュアルどおりの対応をするので精一杯でした。まだまだ、道半ばなので、今まではやってみないとどのような問題があるのか分からなかったことがたくさんあったけれど、これからは各県で判明した問題点、疑義照会案件等、分かりやすLAN等で検索できるようにしてほしいと思います。
7848	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にはありません。	6.9万件については、事務負担軽減のため、申立を受けてから訂正するのではなく、雇用保険及び法人登記確認後、まずは訂正前の記録に戻して、その後本人あてに通知し、本人から相違の申立があれば第三者委員会へ申し立てる方法にした方がいいと思います。	当時から東京都の事務所は、強引に金額及び標準報酬の引き下げをさせている話しは聞いていましたが、従業員の標準報酬月額を勝手に引き下げる事は、将来的に問題になると思っていました。	実態に応じた届出を指導しましたが、問題が起こる前に、もっと早く年金定期便を送付するべきだったと思います。
7849	地方庁	社会保険事務所課長級以上		①昔の制度や紙台帳での管理等では、現在の問題は必ず起こることです。そういったことを正しく理解していただくことが、問題解決には不可欠だと思います。 極端な例を上げれば、手番を複数所有している方で問題は全て社会保険庁だといった対応や自分の年金が少ないのは社会保険庁のせいだと言った考えを持っている方をできるだけ少なくしていく広報が必要だと思います。非常に難しいことですが、そういった考えを持っている方が周囲に影響を及ぼすことが、業務の運営に支障を及ぼし年金問題の長期化に拍車をかけると思います。 (無理だと思いますがマスコミ対策もお願いします。) ②このような状況になってしまったら、一歩一歩少しづつ解決をしていくしかないと思います。期限を定めても、死亡者や基礎番号導入からの通知等でまったく回答をしていただけない方などが多くいる状況では、いつまでたっても完全解決は無理だと思います。(現場で対応していると、偽名、生年月日のサバ読みや名義貸は結構います。)高齢者などの時間的な制約がある方を優先的に対応していくしかないと思います。 ③現在の政府方針に反しているような意見ですが、本当に問題解決を求めるならば、長期になってしまっても、誠実に対応する(対応する姿勢)ことが大切だと思います。どのような方策でも職員が前向きに一歩一歩実施していくしかないと思います。	採用当時、年金給付課に所属していましたが、裁定時には必ず可能な限り氏名索引を行い記録を確認していたので、その時に漏れてしまったものだといった認識でした。それに当時は、事業所名を被保険者に言わなかったので思い出せなかった記録だと思いました。また、電子化されていない台帳がこれだけあるとは思っていませんでした。 旧法時代は紙台帳なので本人が番号を提示するか年金を支払っていた記憶が無ければ、記録は漏れてしまうので、旧法時代はそういった方々だと思います。 なお、遺族年金裁定時などでも確認していたので確認の取れたケースも少ないけどありました。 平成8年に採用されましたが、基礎番号導入時点で今回の問題は判明していたと記憶しています。 なお、電子化されていない台帳があるのを知ったのは今回の問題時です。 ※昔も何件かありましたが、電子化するときのミスだと思ってました。	事務所として対応の中で優先的に対応をしていただけです。 昔は、紙台帳でしたので、今回のような問題は必ず起こります。このことを前提に考えれば下記に2点が一番の問題だと思います。 ①事実が判明した時点(平成10年頃から？)で年代を区切って通知を出しましたが、その時に年金受給者にも出すべきだったと思います。(当時疑問に思いました。) また、大々的に広報を行うべきだったと思います。そうすれば現在の一方的な状況ではなかったと思います。 ②電子化時の入力ミスはしかたがないにしろ、電子化していない記録があることが問題だと思います。少なくとも、電子化されていれば、年金相談時などで統合できた記録も多くあったと思います。
7850	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		とにかく、保有する記録(データ)を全てオンライン記録に収録すると共に、内容をチェックする以外にはないと思います。	国会、マスコミ等がとりあげるようになってから。 5000万件も未統合記録があることすら知りませんでした。	記録問題の早期解決のため、庁の方針に従い、休日・夜間も含めて尽力したつもりです。
7851	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	経費を抜きにして考えるなら、大人数で集中的に取り組むことが必要だと考えます。	私は、報道によって、その事実を知った。 国として国民の皆様の記録は、しっかりと管理していなければならないはず、あってはならない問題というよりは、ありえない問題。特別便等によって、国民の皆様からの協力によって、記録の確認をするのは、非常に恥ずべきこと思う。	国として、記録をお預かりしているという個々の意識が非常に低かったと思う。
7852	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	地方において、名簿・払出簿の欠損が多数あるので、旧台帳カセットをすべてオープンしてほしいと思います。	3年前位から報道等で知りました。大きな社会問題と思っています。	年金記録をそれぞれ被保険者に結びつくように、日々、旧名簿・マイクロフイルム・払出簿と存在するだけの資料を駆使して調査しています。少ない職員が 多数の臨時職員を指導しながら、業務を進めるのは非常に困難でした。若い人は名簿の筆書体の字が読めない。50年の間に地名が変わり、事務所の管轄も変更されている。補正入力は職員のみなので比重が重くかかります。やっと、番号をみつけても名簿のないものが多く、wmもカセットオープンされていないので確認に手間取り、回答により時間がかかったようにおもいます。
7853	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		社会保険業務センターで保管している旧台帳をWMで確認できるようにし調査期間を少しでも短縮する。		不明の記録をできるだけ見つけ出すように努めた。 社会保険業務センターで保管している旧台帳を取り寄せるのに時間がかかる。WMでも確認できるようになっていたらもう少し回答が早くできると思う。
7854	地方庁	社会保険事務所課長級以上	会社によっては試行期間を設け、一定期間を経てから社会保険に加入させていたケースが過去にはあった。転勤など会社を移った場合に新しいところで社会保険に改めて加入することから、資格期間が空くケースがあった。本人の事情により氏名・生年月日を変えて社会保険に加入していたケースがあった。	特別便等を通じて回答のない方に対して戸別訪問を実施し、ご本人への接触を図るとともに、接触できない方に対しては関係機関にご協力をいただき、記録の判明を図る。接触できない方については専門チームを作り、周辺調査などを徹底的に行い、未請求の期間について再裁定の請求書を提出していただく。	年金記録問題が全部社会保険庁の責任によるものであるようなことであったと思うが、厚生年金・国民年金年金番号、氏名の変更等を基礎番号に統合することで、大部分が解決できるのではないかと認識をしていた。業務センターで管理している記録が一部誤りがあるとしても、各社会保険事務所の記録等を調査することによって、ほとんどの記録が判明するものと認識していた。 年金の記録が問題となった平成18年5月ころ。	年金特別便等の相談を行うときに、相手の話をよく聞くように心掛け、その後で制度などについて説明を行い、調査できることについては全部調査をし、ご本人の記録を見つける努力をした。再裁定を請求なされた方に対し、通知支払いがあまりに遅く、何回もご連絡をいただくなど大変ご迷惑をかけた。年金特別便など同じような通知が、同じ方に対して時間を変えて郵送されたことから、何回も窓口に見えあられ大変ご迷惑をかけた。照会に対する回答が数ヶ月を要することが多く、何回もご連絡をいただいた。
7855	地方庁	社会保険事務所課長級以上	世間一般に知られていない問題など無いと思っている。 当初全て社会保険庁の管理体制と報じられて来たにもかかわらず 根幹は行政の責任ではあるが、零細企業にとっての保険料負担の 重さ・やむを得ず年齢を偽り就職していた状況など多くの人が冷静 に判断していると感じる	今以上の方策は無いと考えます	3年前に記録問題が発生するまでこれほど年金記録を特定するのが 困難であるとは気づかなかった	この3年間は、記録相談対応に精一杯対応してきたと思っている。 30年を超える社会保険経験のなか何度かは年金記録の漏れを 市民から指摘されたことはあるはずだが、全く記憶に無い。 年金受給時に探せばいいという当時の考え方にまったく批判的な 思いは無かった 受給者・被保険者の訴えに真摯に対応してきたとは言いがたい
7856	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知りません。	具体的にはわかりませんが、人数を増やしても業務を覚えるまでに時間をようするので、簡単にはいかないと思います。	いろんな理由による記録の統合もれ。 いつ頃かは覚えていませんが、普通に職場及び報道等で知りました。	自分に与えられた仕事をこなすだけです。 反省点はいろいろあるのだと思います。 私は、 一人一人が責任を持って、処理をする。 手を抜かない。 チェック体制をしっかり整える。 等があると思います。
7857	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	現時点において、年金特別便や個別の通知、電話など、十分やってきていると思う。100%すべての記録が誰のものか判明すれば解決したと言えるのだろうが、それはかなり不可能のように考える。 今後は、いままでと同様に記録の照会などに丁寧に対応していくことはもちろんのこと、信頼できるシステムの構築や、将来年金がもらえなくなるのではないかという不安を取り除いていくことが、問題の解決につながっていくと考えられる。	問題が存在すると知ったのは、初任者である平成18年の頃。 知った当時は、基礎年金番号以外に手番があることを聞かされていたので、記録がないというのも他に手番があり、こちらに相談に来ていただければ見つかるし、そこまで騒ぐほどの問題ではないと思っていた。 その後、徐々にいろいろな問題を知っていくうちに、受身ではなく、こちらから積極的に解決していかなければならない問題だと認識していった。	年金記録のこと以外で来所されたお客様に対しても、自身の年金記録を確認していただけるようお願するなどの対応をしていった。 電子化の際や、基礎年金番号ができた当時にしっかりと記録の確認をしてもらうべきだったと思う

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7858	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に、ありません。	専門の部署において、ベテランを中心に、検索や調査等を継続的に行っていくこと。 コンピュータ検索については、性能のレベルアップを図ること。	年金記録問題は、年金権に直接影響し、生活にも当然響くものであり、深刻であると認識していました。 厚生年金の手帳番号を複数もっ手いる人や手帳を失くしている方は決して少なくないことは、日ごろから感じていましたから、年金請求時には丁寧に対処するようにしなければならないだろうと思っていました。平成8年頃に、年金相談業務に携わっていて、職歴など思い出せない人もいましたので苦慮した覚えがあります。	年金相談業務に携わっていた頃は、対応した件については、丁寧に対応するようにしていていましたが、その後、業務が変わって意識が薄れていったことは事実だと思います。 現時点においては、以前は、記録の統合などは、年金請求時に、チェックしていくやり方を念頭においていたが、今後は、定期的に、確認するなどしていくのがよいと思っています。年金記録問題は、解決に当たっては、地道に、粘り強く、年金受給者や被保険者の方に応対していくことが大事だと思っております。
7859	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金記録を正確作成し管理するという意識がかけていたために起こった問題であり、何十年も記録を管理するというシステムができていなかったために起こったと思います。 記録問題が存在することを知ったのは、新聞等のマスコミによって知ったので、時期としては不明です。	すでに発生した問題については解決に向け、その時々の担当の課で取り組んだ。 反省点としては、年金記録を正確に作成する体制づくりと、被保険者が受給の時などの何十年か後に記録に誤りがあることを確認するのではなく、日頃から自分の記録について確認できるシステムを作ることだと思います。
7860	地方庁	社会保険事務所長	特にございません。	まず第一にやらなければならないのは、特別便及び定期便の回答が遅れていることです。早急に解決するためには、膨大な量なので事務所だけではなく全職員が何らかの形で支援していくことだと思います。 更には、回答をスピーディーに行なえる体制づくりが必要です。そして、その問い合わせに対しては、丁寧親切な対応ができる人材を窓口に必ず配置する(有資格制にする)。 又、お客様対応を全て事務所に委ねるのではなく、組織全体で対応できる体制つくりを考えてほしい。(事務所は毎日パニック状態) 現場では信頼を回復する努力を継続するのみである。 次には、ここまで問題が大きくなったのは社会保険庁と被保険者との情報交換がねんきんとく別便以前はほとんどなかったことだと思います。定期便等の案内が定期的に実施されておれば、支払済かどうかの問題、記帳ミス等は多少は出ていると思いますが、その都度適切な処理ができ社会問題にはならなかったと思います。従って、今後は、1年に一回きりの定期便ではなく、ウェブ上等で 支払記録が支払後に見れるようにすべきである。又は、支払後に年金手帳に記入できる、支払	私は昨年12月に民間採用で入庁いたしましたので、そのときは既に大きな問題になっていた。7月に現在のポストに就き、早期解決に向け今も全職員が一体となり努力していると認識しております。	初めて現場の責任者として赴任したのは今年の7月です。3月受付分の未回答は厚年、国年は20，000件ぐらいありました。大変な量に驚きました。 事務所全職員が休日出勤等で頑張っていただき、現在3000件を切った状況です。12月18日までに完了すべき日々努力をしています。 反省点につきましては、私が入庁する以前なのでコメントいたしません。 しかし、教訓として、①問題が発生したら即解決すること。②問題発生を避けるための処置策を必ず講じる等を現在の仕事に取り入れたいと思います。
7861	地方庁	その他(社会保険事務局)	世間一般に知られている以外、知りません	これから年金はいろいろ変わっていくとおもいます。それを世間の皆さんが知らなかった聞いてなかったというようなことがないよう、周知することが必要だと思います。また、みんなも他人任せをするのではなく、自分自身のことなので、自分の記録がどうなっているか等責任をもつ必要があるとおもいます。	「消えた年金記録」問題で騒がれていた時、相談窓口にいましたので、お客様は以前加入厚生年金に入って仕事をしていたのに、記録がない、期間がたりない、親が国民年金をかけていてくれた等、記録が見つからないと、社保庁が全面的に悪い、記録を破棄してしまっているなど、お客様がセンターに押しかけ、 4～5時間の待ち時間があたりまえでした。今は、その頃に比べると大分、待ち時間も少なくなったと思います。	年金の記録は、お客様の大事な老後の生活我になります。お客様の大切な記録が見つかっても、その後、年金に反映されるのが、1年先、2年先、又、時効特例で最初は、5年分それ以前の分は、それから又1年ぐらいかかってしまい、高齢のお年寄りが多いので、もっと迅速に年金に反映されるといいのではないでしょうか。再裁定処理に時間がかかり、不信感がたまってしまいます。 民間のように、もっと迅速で対応していけたら、いいと思います。
7862	地方庁	社会保険事務所課長級以上		未統合の年金記録の統合は、本人や家族の申し出がないと、整理がなかなか進まないと思います。生存されている方から申し出をしていただくために、地域ごと、年代ごとの適用していた事業所マップを作成し、当時の記憶を喚起できるよう資料提供したらどうでしょうか。本人は、勤めたことは承知しているけれど、厚生年金に事業所が加入していなかったと思い込んでいて、届出しないケースもあると思います。	厚生年金の期間照会業務を担当していた当時(昭和60年頃)、別人の記録が混在しているケースがあり、稀なケースではあるけれど、記録が不備なケースがあることを知りました。ただ、年金を請求する際に、職歴を申立ていただくので、整備されるものと思っていました。当時は今と違い氏名検索もスピディーに検索データが得られなかったと思います。 その後、氏名検索や、事業所検索も容易にできるようになったため、少なくとも年金受給者でこれほど記録が漏れているとは思いませんでした。(年金特別便が出てから知りました。)	年金特別便が出るまでは、年金記録は、年金裁定請求の際には整備されるとの考えがあり、あまり問題意識を持っていなかったと言えます。基礎年金番号が導入されたことにより、更に問題意識が薄れてしまったことは否めません。年金裁定請求の際に本人の職歴確認が形骸化していたこともあったと思います。 いずれにしても、年金記録を扱う私たち職員の意識(大切なみなさんの年金記録(財産)であるとの認識)があまかったと言わざるをえません。 その認識の甘さが、これまで何十年という歴史がありながら記録の整備するという方策をとらなかった一番の要因だと考えます。
7863	地方庁	社会保険事務所課長級以上		年金記録の確認作業には、膨大な労力と経験に基づいた知識が必要と思われます。このため、OBの方の協力を得ること、優先順位をつけ計画的に実施することが望ましいと考えます。	以前には、年金番号を複数持っている人は、短期間で職を転々とする人であり稀なケースだと考えていました。初めて業務課の仕事をした昭和56年頃です。	前記のとおり問題意識が低かったため特別な対応はしていません。 手番貸棟について オンライン処理以前にはやむをえない問題であったと思われますが、事業所指導、広報活動により抑制できたと考えます。 加入記録の誤登録について 紙媒体での記録を進達によりオンライン記録として収録していた当時の進達方法に問題があったと思います。(手番、漢字氏名、フリガナ、生年月日すべての項目を進達しておればよかった。) 報酬月額の改ざんについて 事件発生の背景に、滞納事業所の改善状況ではなく徴収率に重点をおいた評価がなされてい
7864	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		平常業務と切り離し年金記録において、スキルをもった職員(貿織)を多数投入すべきと考えます。	昔の紙台帳で管理していた記録がオンライン収録されたときに別人等の記録に収録されているとは思わなかった。 平成19年9月ごろ。	反省点オンライン収録の切替時に時間をかけてでも社会保険庁できちんと確認し収録すべきであったと思います。
7865	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	組織全体で責任感とスピード感をもって全力で取り組むとともに、知識やスキルのきめ細やかな伝達の徹底。 また、国民の皆様の立場にたった柔軟な対応が必要と思われます。 具体策として決定通知書等を被保険者個人に対しても送付するなど、加入者と保険者が相互確認できることが重要であると考えます。	平成13年採用であるため、既にオンライン化や基礎年金番号が導入されていたため、社会的問題となるまでは十分な認識はありませんでした。	申請主義による制度的な問題と、年金記録を管理するうえでオンラインシステム自体に不具合多く、国民のニーズに応える制度やシステムを構築できなかったことが反省すべき点であると考えます。 また、職員においても常に問題意識を持ちながら、日々の業務を行っていくことが大切と考えます。
7866	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	存じません。	現在進めようとしている解決策を着実に進めていくべきではないかということ以外に、特に申し上げることはありません。	この点について、特に申し上げることはありません。	社会保険庁において年金実務に携わったことはないため、具体的に申し上げるべき点はありませんが、この問題に関し、感じていることは以下のとおりです。 ①結果論になりますが、要は、長期保険としての年金制度の事業運営の最も基本となる正確な記録の作成・管理という問題を、社会保険庁、厚生労働省、さらには政府全体として甘く見たということが根底にあるように思います。 そのため、この問題に、十分なリソースを割くことができず、おろそかな対応しかできなかったということに帰着するのではないかと感じています。この問題の重要性とこれに要するリソースについて、正確な判断があれば、本来は、ほかの省庁から人材を廻してでも処理すべきだったというのが一般国民から見た意見だと思います。記録の作成・管理のような単純業務は、適当にこなしておけば良いという甘い見方が組織全体としてあったのではないでしょうか。 ②紙媒体からの処理からITシステムを活用した処理への業務処理システムへの転換がなぜ上手く図れなかったのかも、他国との比較なども含め、検証しておく必要があると思います。初期には、システムの人材を長として育成しようという意図で、採用・育成していたのが、何故か続かなかったというような話を聞いたこともあります。憶測でしかありませんが、業務の期間になるような専門人材の育成を怠り、施設の運営といった分野に人材を投入したり、実際の業務よりも、人事労務といった内部管理の業務に有意な人材を投入するといった人事政策を続けてきたことのつけが回ってきたということもいえるのではないかと思います。このような人事政策やガバナンスに有効な手が打てなかったキャリア職員幹部の責任も大きいものと思います。 以上、感覚的で極めて雑駁な回答になりましたが、ご容赦ください。
7867	地方庁	その他(社会保険事務所)			とても大変な事で自分の身に起こっていたらと考えると、大きな問題だと捉えていました。 平成19年頃だと思います。	一人一人の話を聞きもれのないようにメモをとりながら対応してきました。高齢の方の話は特に大変ではありますが、記録が見つかるといいと思いながら、話を聞いてきました。 問題点は、基礎年金番号ができたときにもっとアピールして国民の皆さんに理解していただくとよかったと思います。人員的に大変なのかもしれないが、すべてが後手後手になっていると思います。
7868	地方庁	その他(社会保険事務所)		予定どおり「ねんきん定期便」を継続してお送りすることで国民お一人お一人に記録を確認していただくのが最も重要と考えます。	未統合の記録があれほどあることは認識していませんでした。 一連の報道により初めて知りました。	ピーク時にはかなりのお客様が事務所に来られましたが、記録について丁寧にご説明し安心して帰っていただけるよう心がけました。 やはり過去の「年金裁定請求時に記録を確認すればいい」「勤めた会社はきちんと申し出るはず」という受け身の姿勢が記録問題を大きくしてしまった要因だと考えます。
7869	地方庁	その他(社会保険事務局)	とくべつ便、照会申出書等の調査時、名簿(マイクロ)とWM上の取得年月日 が相違していることが判明。念のため名簿の前後の人の記録を確認すると、同様の事例がみられた。(厚生年金) 本人からの照会がなく、訂正等の処理をすることができない。	名簿とWM記録の突号	過去の長い年月の積み重ね等により生じた問題。 基礎年金番号設定時頃。	賃金職員等増員するだけでは対応が困難であり、専門知識を待った職員が担当するべきであった。(オンライン切り替え時等)

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7870	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	地道にご本人の記録と思われるでまだ回答をいただけていない場合は、電話や個別訪問するなど細かい対応をしていくしかないと思う。 しかし、これだけ人員の少なくなった状況でこれまで以上の対応は不可能に近いのが現状だと思う。 人を増やしたうえで研修等を充実させて、地道にマンパワーの強化に努めるようしていくしかないと思う。	現職もすでに退職している職員も含め社会保険業務に携わった人間すべてに責任があることとして、一丸となって取り組まなければならない問題だと認識した。 経験年数も浅く、記録補正業務に携わることもなかったため、年金記録問題がマスコミを通じて世間一般に広く知られるようになってからはじめて知った。	自分の経験と知識では微力だとは思ったが、自分の担当している業務に加えて、ねんきん特別便のお客様のため窓口や電話対応にできるだけ従事しようとした。 これまではお客様の大切な記録を預かっているという職員の個人個人の意識がなかったまたは低かったと思う。記録問題以降は、職員の意識の向上があると思うが、今後新しく入ってくる方々にもしっかりと研修・教育を行うことが必要。 昔の記録は紙媒体だったこともあり、転記ミスや字の上手下手で読み取ることができなかったりするなど、複数の人間の目でのチェックがあったとは到底考えられないようなものも多いので、当然のことながら記録の処理には徹底した複数の人間のチェックを行うことが必要。
7871	地方庁	その他(社会保険事務所)	生活保護受給に伴う法定免除について、実際は生活保護が打ち切られているにもかかわらず、法定免除のままになっている者や、障害年金受給により法定免除の対象となるにもかかわらず、免除となっていない者がいる。	市町村との連携をより深めることと、職権での法定免除処理を早期にできるようにすることが必要だと思います。	年金記録問題は年金制度の根幹を揺るがし、国民の皆様からの制度に対する信頼を一気に失ってしまった非常に大きな問題だと認識しています。この問題を知ったのは、国会やマスコミ等で年金記録問題が大きく取り上げられるようになった平成18年から平成19年頃です。それ以前は、年金相談等の中で加入記録が漏れていたり、また、記録が見つからないとか、見つかっても不備な記録だったなどという例があることは認識していましたが、そういった例が非常に大量に存在し、しかも杜撰と言われて当然というような方法で処理されていた実態を知ったのは、国会やマスコミ等で取り上げられるようになった頃です。	私はこの問題を認識するようになって以後は、年金記録の確認の際は(8)で認識した実態を踏まえ、記録が確認できない場合でもお客様からより深く聞き取りをし、様々な可能性を考えて確認にあたるとともに、所内の先輩などから知識を教えてもらいながら、未統合の年金記録を1件でも少なくしようという気持ちを持って対応してきました。 この問題についての反省点は、制度のスタート時から様々なことが考えられると思いますが、私は、基礎年金番号制度が始まった平成9年以降、未統合記録の確認を十分に行ってこなかったことが大きいと考えます。ねんきん特別便や定期便のような制度を早くから根気良く続けていれば、多くの人にもっと早く年金をお支払いできたのではないでしょうか。あとは、私違職員が実態を知らなさ過ぎたことと、認識が甘かったことだと思います。
7872	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません。	現在も対応しているように、問題発生の原因を追究し、今後このような事故を発生させないよう対策をとればよいと思います。	平成9年の基礎年金番号導入時に、1人の被保険者が複数の手番を持ったままとなる人もいるが、年金請求時に本人確認し、統合すれば良いと指導を受け、そう考えていました。	被保険者に職歴を年金手帳に記載し、事務所に来る機会があるときに証明を受けておくよう指導していた。年金制度の度重なる制度改正に対する対応が甘かったと考えます。
7873	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	集中的に取り組む。	制度上に問題がある。 行政側の責任だけではなく、本人にも一部責任がある。 平成19年頃と認識している。	誤っている記録であれば、迅速に正しい記録に訂正するよう努力した。 迅速・正確な対応が必要だったが、時間がなく、大量の処理であり、途中に事務処理に変更があったり、きめ細かい対応ができなかった。
7874	地方庁	その他(社会保険事務所)	思いあたりません。	現状の作業を続けるしかないのでは・・・・ 動めたけれど、「記録がない」という照会が、ものすごい件数だと思います。 実際に、動めたかもしれないが、加入されていないことの方が多いと思います。 すべての申し立てを調べることは、ものすごい労力・時間がかかります。 一気に片付く問題ではない。 浮いていると言われた、統合されていない記録を処理すべきだと思います。 記録の回答をする人、統合されていない番号を特定させる人、専門で処理していく方法がいいと思います。	正直、年金記録問題については、大きな問題になるという意識が、薄かった気がします。 厚生年金の番号が複数あり、国民年金の番号があり、複数の手帳を持っている。何人も見てきました。その際は、記録の統合・整理してあげれましたが、これは、大変だなぁ。と思っていました。 ただ、年金を請求する際に、加入の履歴を確認し、最終的な確認をするわけで、その時に必ず整理するはずだと、思っていました。 基礎年金ができ、一人ひとつの番号にします。と導入した時に、どのくらいの人が関心を持って、記録の統合・整理をしてくれたのか。 報道では、浮いた記録とはいっても、管理はされており、統合・整理していないだけだと思っていました。だが、管理している記録は、名前が違っていたり、生年月日が違ったりと、ものすごいにとだと思いました。	「記録がもれている」という方に対しては、本人の氏名・生年月日が違う可能がある。名前から、生年月日から、会社名から等できることすべてを尽くす。しかないと考えました。 この問題の反省点は、 ①台帳からオンラインへの移行の不手際。 ②基礎年金番号導入時の広報・アピール不足 ③請求時の最終確認の甘さ
7875	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	人員や予算を確保して、徹底的に調査する。	社会保険庁のずさんな管理が巻き起こした問題であるため、あらゆる批判も 真摯に受け止めようと思った。 そのような問題を知ったのは世間一般的な時期と同じ。	すべての責任は社会保険庁にあるため、記録問題解決へ日々努力して いこうと思った。 職員一丸になって国民の皆様の記録問題解決に向け、日々努力はして いたが人員不足のため、思うように進まなかった。もっと、人員を補うことが できていればよりスムーズに進んでいたように思う。
7876	本庁	その他(本庁)	特にありません。	地道な取り組みを続けるほかないかと思いますが、もう少し事態が収束した後は、専門部での調査が必要になるかと思われます。 判明できそうなケースと、外国人等で判明がかなり困難なケースなど分類わけが必要になってくるかと思います。	健康保険の担当がながく、問題の詳細を知ったのは報道が始まってからでした。 末端の個人がどうということではなく、全国統一の事務処理マニュアルを設けてこなかった庁の方針と、制度未発達による施策の問題と認識していました。	現場で押し寄せるお客様に、誠実に対応することが個人でできる精一杯のことでした。 誰にでもわかるような単純な制度でないこと、記録が個人に対して閉じられており、給付を受けられるまで実感として感じられないため高い関心をもってもらうのが困難であることが挙げられると思います。
7877	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在行っていることを誠心誠意、こつこつと進めていくことが大事だと思います。 ただやはり、スピード感という点では世間一般の目からは足りないと思われているので、マイクロ・旧台帳など当時のことに精通しているOBの者などの益々の協力が必要と思います。	恥ずかしながら、年金関係の業務に携わることが無かったため、あまり意識したことがありませんでした。国会で騒がれ始めてから、「問題の重大さ」を知ったように思います。 業務課において、健保・厚年の資格関係の業務を行っていたときは、事業所調査等で報酬月額の届出(取得時や月変・算定基礎)に誤りやが多いと感じたことはありました。 また、疑義複調査照会票を送付しても当時は音沙法のない者(回答のない者)が多く、報酬が大きくなるまでは国民自体が無関心すぎたのではないかとも感じています。	未統合の記録が残っていることについて、当時は「将来年金の請求をするときに全部調べるので大丈夫」と教えられたような記憶があります。 自分も年金の係の経験が無かったので、納得してしまっていました。 反省点としては、まず膨大で細かな記録を紙で管理していたことや電子化の際のチェック機能がしっかりとしていなかったこと等、人的措置をもっと出来ていればここまで誤りが多くなかったのではと思うところがあります。 また、基礎年金番号が出来た際に、もっと社会保険組織一丸となって問題を認識し、早くから対策に力を注いでいくべきだったのではと今更ながら思っております。
7878	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	長年積み重なったものが、現在表面化されていますので、これをすれば解決する、というような方法はないと思いますし、現時点でそういった方法もなかなか思い浮かびませんが、現在、各種案内を送付したり、旧台帳をチェックしたり、という事を行っていますが、それらを地道にやっていくほかないと思います。小さな事ですが、普段の業務の中で、特別便等の相談をされたお客様を始め、他の用件でも、お電話をうけた場合や窓口対応した場合には、未統合の手番がないかはチェックをしたりしています。 記録の調査を担当した事もありますが、昔の制度がどうなっていたか、とか当時の事務処理の仕方とかわからない事も多いため、いままでの年金制度の歴史が一つでわかる資料があるといいと思いますし、記録の調査のマニュアルというかそういった手引書があると助かります。 また、年金番号を確認するには、現在、氏名検索しかありませんが、生年月日からでも、ある程度地域とかを限定すれば、検索できるシステムがあるといいと思います。(予想できない読み方をする場合等があるので。)	当初、年金記録問題とは、基礎年金番号に統合されていない手帳記号番号が多数存在していることと認識していました。平成17年4月より業務課に在籍していた時に、重複取消届等の手続きがあり、未統合の手番を基番に統合するという事を知りました。資格取得届の際に添付された年金手帳に番号が複数ある場合は、統合されているか確認し、統合されていない場合は案内をするようにはしていましたが、当時は問題とまでは認識していなく、年金を受給するまでに統合すればよい、というような空気がありました。 テレビ、新聞等で宙に浮いた年金、消えた年金と言われるようになって、そういったことが問題であるということを認識しました。その後、オンライン記録に収録されていない統台帳が存在するか標準報酬の問題とかはニュース等で知ることになりました。	基礎年金番号が導入されたとき、どのような広報とか案内をお知らせをしたのか具体的にはわかりませんが、(8)でもあるように、受給するまでに、とか請求するときに統合すれば問題ないというような感じが当時ありましたので、この問題に関する認識が甘かったと考えます。また、厚生年金の手番を多数お持ちの方もいらっしゃったりするので、当初より年金番号の重要性がしっかり周知されていなかったのではないかと思います。
7879	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	あまりに膨大な件数であり、限られた時間と人数では早急には解決できないことから、受給権者を最優先に対応し、被保険者の方々には若干の時間的な猶予を請じなければ解決できないと思います。 急ぐあまり、照会された方に対し、なおざりな回答であっては事後の対応に時間を要し、信用失墜にも繋がることから「丁寧・誠実」に対応しなければなりません。 また、「正確かつ迅速に対応」するには、年金問題は現場職員が解決するのは当然でありますが、平常業務を抱えていることからマンパワーが不足していることは否めません。外部委託を積極的に図るとか、平常業務への人的支援が必要と思います。	年金記録は全ての国民が年金権利を取得するまでの資格記録であり、国民の皆様に対して、今日のような記録漏れ等が過去からあったこと自体、行政として不作為そのものであり、国民の皆様に対する信用失墜行為であると同時に社会責任を認識しております。 具体的にこの問題が存在することを知りえたのは、年金関係部署に携わっていなかったこともあってこの数年前の発端時からであり、今日のこのような大変な事態になるとは夢にも思いませんでした。	過去、年金相談窓口で年金裁定手続きを踏まえた年金受給権者の方々に対して、このような記録漏れ等が生じていたのは、当時から年金相談窓口で、職員がよく資格記録を確認、ご本人から聴取していなかったことが原因であることは紛れもない事実であると思われます。 その方々に対しては、当時の職員は退職していても、言訳にもなりません。現時点では、現職員が当事者責任であるという意識をもって、「資格記録の再確認のために時間を要することもあり得ること」を請求者にお伝えする等、誠実に対応して、ご理解を頂くしかありません。 一方、照会をされた回答において、記録がありませんでしたという方々には、事業主が適用事業所としての社会保険加入手続きを怠っていたと思われる事象も見受けられる事から、事業主の加入手続き義務など、法律義務について、例えば、未加入事業所については広く労働者に知らしめる観点から、労働関係官署、法人登記の窓口である法務局等の公的機関のホームページへの掲載をする等、関係機関の連携強化を図るべきであると考えます。
7880	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		ねんきん定期便等の社会保険庁からの各種お知らせに対する確実な回答と、正しい回答に基づく適切な処理。確実に回答を得るための周知・お知らせ内容の簡素化等。	高齢期に受け取る生活設たる年金額が過少になっているおそれのある深刻な問題。若年期には実感がわかず軽視されるおそれがあり、人生に関わる深刻な国民的かつ国家的な問題と捉えられるべきもの。 18年頃、報道や仕事を通じて知った。	18年頃に報道等を通じて知った際は、直接当事者ではなかった、つまり受給者ではなく、また、年金記録問題を直接担当する立場でなかったため、今ほど深刻に受け止めていなかった。今、職務上、担当する立場にあり、いかに人生に直接関わる深刻な問題かを認識するに至り、国民的、国家的問題であることを、国民全体で共有する必要性を感じており、そういった観点からも、担当の業務に努めることとしている。
7881	地方庁	その他(社会保険事務所)				
7882	地方庁	その他(社会保険事務所)		問題の解決とは、どの部分までできたら解決とするのか。完全に未統合記録をなくし、正しい年金支給とは、永遠にならないと思います。記録解明に対する努力はもちろん必要ですが、最終ラインを決めること(費用対効果を含め)が必要になり、最終的には政権政党による謝罪・申立されている方への救済措置の徹底を行い、期限を明確にすることが必要ではないでしょうか?	長年の政権政党や厚生労働省・社会保険庁による事実隠蔽だと認識してます。実際に勤務していて、基礎年金番号への統合をこれほどまでに重要とは考えていませんでした。職員が分からない以上、一般の方は知りようがないと思います。年金記録問題を知ったのは、平成19年5月です。	お客様への対応が一番と考え、質問に対し隠し事をせず、逃げず、精一杯分かることを伝えてきたつもりであります。今後も長妻大臣の方針のもと、臆みをだしきることが必要だと思います。反省点については、この問題が表面化する前から、何年かに一度でも年金記録の送付をすべきであったと思います。
7883	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
7884	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	計画的で、人員等十分な体制を組んでチェックする。 機械化以前の管理が十分でなかったことと、機械化時およびその後の取り組みが十分で無かったことが原因である。過去の幹部の責任が大きい。	認識していなかった。この1年ほど携わるなかで、特に国民年金の記録もれがあることが被保険者や受給者への信頼を損ねたと強く思うようになりました。	精一杯記録問題に自分が取り組むようにしてきた。管理の難しさはあったと思うが、手管理時代と機械化時にしっかりしていればこのようなことにはなっていなかったと思う。
7885	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		新聞報道で知りましたが、はっきりとした時期は覚えていません。	当時は様々な時代背景はあるとしても、お客様のお金を預かってるという意識が足りなかったのかと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7886	本庁	その他(本庁)	分かりません。	(6)について何か問題があるのであれば、地道に解決に向かう事。	年金の根幹を揺らす大きな問題だと認識しました。 新聞報道で知りました。	厚生労働省保険局に出向していたので対応は出来ませんでした。 (平成19年9月より体調不良により、長期にわたり病気休暇を取得しており、自分の病気を治すことに専念していた為、対応は出来ませんでした) 社会保険業務に携わる方達の国民に対する姿勢と危機管理能力の問題。
7887	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません	ありません	社会保険に勤務するものとして、また、年金制度に加入する一個人として大変な問題だと思いました。 平成19年頃かと思います。	社会保険全体で早急に対応していかなければならないと思いました。電話や窓口のお客様の応対を積極的に行いました。 紙台帳管理からコンピューター管理になったことで、出てきた問題かとも思います。紙台帳の記録とコンピューターの記録を付け合わせが重要と思いました。
7888	地方庁	その他(社会保険事務所)	テレビ等で報道されている内容以外での記録に関する問題については、存じません。	人員の確保が必要と思われます。 また、記録照会業務にかかるWMの操作等を含め手順が複雑であり、普段記録照会以外の業務に携わっている者から見ると、専門的になっていると思います。 これらが簡素化されてくれば、調査に要する時間等が現在より短くなるのではないかと思いま	年金記録の管理方法に一つの問題があったと思います。 また、テレビで消えた年金として報道され始めた頃に未統合記録5千万件をはじめとする年金記録問題の存在を認識しました。	来客対応の際には納得してもらうため、画面を見ながらわかりやすく説明したつもりです。 記録問題の反省点は上記で述べたとおりです。
7889	地方庁	社会保険事務所課長級以上		全面的な問題解決は難しいと思う。 現在、年金記録問題の相談対応をしている職員よりも、過去に実際に事務を担当していた職員の責任が大きいと思うが、現時点でできることは、お客さまの立場に立って、誠実な対応をするのみと感じている。	社会保険庁の存続に関わる問題であるとともに、国民の信頼を損なう重大な事件であると感じた。。 また、平成8年に業務センターから社会保険事務所へ転勤となり、国民年金業務に従事した際、オンライン記録に氏名や生年月日が登録されていない記録が多数存在していることから、どのように本人の記録と特定するのか疑問に思い、そのときにかなりの数の不備記録が存在しているものと感じた。	オンライン記録の修正・追加については、自分自身で簡単に解決できるものではないと感じた。 反省点としては、オンラインに記録を収録する際には、氏名、生年月日はもちろんであるが、入力すべき項目については、きちんと確認し、誤りや漏れがないよう慎重に処理を行うという基本的なことが大事である。 また、国民年金の得喪記録について、厚生年金記録に併せて補正入力することにより、年金記録問題が発生した原因の一端があると思われる。
7890	地方庁	社会保険事務所課長級以上	年金記録問題に属さないものとも思われますが、被保険者ご本人が偽名、偽りの生年月日等で、加入しているケースがあります。「カタカナの名前を漢字に置き換えたり、OO子、OO江等変えていたものをご本人が覚えておられない」、「勤めるために年齢を高くまたは低くした、医療保険が使えればいい、本名は使えない等で偽名で加入されている」等で、ご本人の特定ができない記録があると思います。このような記録は、加入期間の短いものが多いように思います。	ご本人の記憶に頼るのみであり、広報の活用しか思い当たりません。ご本人の特定を誤れば、別人記録への統合事故も発生に繋がる危険があると思います。	以前より年金のご相談をお受けしたときには、収録されていない記録や統合されていない記録がときにあるので、ご自身の職歴を思い出していただき期間調査をお願いしておりました。年金記録問題と大きな問題になる以前より、日常業務を通じて、被保険者ご本人からお問合せいただかなければ判明しない記録のあることは知っていたからです。が、これほど多くの方の記録が年金に結びついていないとは思ってもいませんでした。	年金記録問題により、年金に対する意識が高くなってはきましたが、相談時にはお客様の立場にたった対応をしようと努力しています。過去の記録を年金の裁定請求時に確実に結びつけるために、ご本人様からお申立いただきやすい環境を整えること。いろいろな面でご遠慮される方が多くおられる地方では、重要なことと考えています。 システムの目覚しい進歩のより、今後は記録の管理事故はなくなると思います。制度発足の時代の紙名簿がきちんとシステムされていれば、記録の漏れは激減していたのかもしれませんが、あの時代にあの紙の名簿に記録されている膨大な情報に国に対する信頼の大きさを感じます。これからは、未適、未加入対策に重点をおいた加入漏れの防止が重要だと思い、事業所には、分かりやすい制度説明に努め、適正な届出指導を心がけました。これからの加入漏れという年金記録問題の防止に努めたいと思います。
7891	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	この問題のひとつに、戦災等で不明になっている記録など欠落している記録の回復があります。現在は、被保険者からの申し出を契機として、記録の収録・補正を行っているが(被保険者個人単位での記録補正)、それだけでは、欠落している記録を修復するのに大変時間がかかるし、被保険者ごとに判断が分かれる恐れがあると思います。そこで、事業所ごとに記録を修復することもひとつの方法だと思います。現存する事業所であれば、資料の提供等協力をしていただくこともできると思います。ある程度事業所ごとに一律の判断になってしまうでしょうが、個人ごとに相違する点は、被保険者からの申し出によって修正することでより精度が高まると思います。数十年前の戦災等で失われた記録を迅速に回復するには、いろいろな方法を考える必要があると思	年金記録問題は、テレビ等で報道されてから知りました。戦災や技術的にやむをえない面(コンピュータがない時代)もありますが、オンライン化の仕方(漢字かな変換等)や、旧台帳などオンライン化されていない記録、年金請求時に統合すればよいとの考え方、基礎年金番号の導入時期等、億単位の記録を扱うにもかかわらず、記録管理の体制が確立していなかったと思います。	私は、名前のない記録の補正など、何十年も前の記録を修復するのに日々努力してきました。数十年前の記録は、その当時なら人々の記憶が鮮明で回復も比較的容易だったでしょうが、数十年たったいまではさまざまな困難が生じています。亡くなってしまっている方もいます。着手する時期が遅すぎたし、なぜ着手が遅くなったのか、反省する点だと思います。
7892	地方庁	その他(社会保険事務所)			厚生年金の記録は、被保険者住所の登録を基礎年金番号付番前は行っていなかったため、本人が失念してしまうと記録の統合が難しく、データベースとして不完全だったのではないかと思っていました。その反面、新しい会社になる度に年金手帳を作る方もいたことから、統合されない記録が出てきてしまうのは被保険者本人にも責任があると思っていました。 平成8年の10月に採用され、健保・厚年の適用課に配属となったので、その時点で以上のようなことを考えていました。	事務処理においては正確さを第一に考えて処理していましたが、未統合の記録をなくしていくには組織全体で取り組むしかないと思っていました。 現場と本庁の風通しの悪さと、お役所体質、年金を取り扱う者としての意識の低さなどが招いた結果だと思います。
7893	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	地道に調べて回答する。	今回の記録問題がおきてから知りました。	できるだけ早く調査し、回答を送付できるよう努力している。 台帳の電子化が遅れているため、全事務所で共有できないのが反省点。
7894	地方庁	その他(社会保険事務所)				
7895	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。		大切な被保険者の記録の管理状態が、コンピューターが普及していな時代かもしれないが、あまりにも悪かったのではないかと思われます。 平成17年4月ころ	請求主義の法律で個々の責任となっていた時代から、時効特例法までできるようになった現在までの時代背景に先を読む力が必要だったかと思います。 将来に向けて、個人管理と国の管理情報がリアルタイムで確認でき、 将来の生活設計のビジョンが立てられるよう情報公開できるようにする等検討したいです。 対応として、自分の時間をできるだけ仕事に注いできました。 反省点 裁定のやり直しを過去に遡って訂正することをお客様の立場にたって、わかりやすい通知とお詫びを合わせて迅速に対応すべきところですが、担当者の教育環境もままならい中、処理を進めていかざる得ないことを解決したいと思います。 ただ、資質ある人員不足が今後の懸案だと思います。
7896	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	ありません。	国民の老後の主な生計費となるものであり、また、年金制度のあり方を問われる問題であり、問題の存在については、平成19年頃と思う。	積極的に窓口対応や現存する名簿等との突合等をしてきた。すでに、廃棄となって、調査不能のものもあるため、切り替え時には、切り替え前の台帳等をすべて保管またはマイクロ化すべきで
7897	地方庁	その他(社会保険事務所)		完全解決は出来ないと思いますただ少しでも記録正常にするのであればやはり知識のある職員が集中して記録の整備にあたることと思います。	社会保険事務所だけの責任とは思いません確かに管理するべきところの指導不足知識不足のため記録が不完全になっているものもあり特別便でご足労かける方はたくさんいます。しかし大半が御自身で年金手帳を数冊発行して紛失しているものが多く、また年金の重要性が分からずペンネームを使ったり生年月日を偽ったり親の受給資格が足りないので自分の記録を親の名前にして登録していたという事例も直接見ています問題存在自体は採用後3年くらいたってから徐々にですが最終的に年金受給の時に記録が直ると聞いていました	重複するかも知れませんがほぼ当時(新採時)から年金記録はひとつの番号に入れるよう指導はしていました記録がわからなくなりますよと本人に伝えたことも何度かあります。ただ社会保険の仕事は複雑でこうするとこうなるといううことがわかりにくく全課を回って初めて自分のしていたことがわかるような気がします。反省点はとにかく知識不足ではないかと思います
7898	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	オンライン記録の下記の整備を早期に行い、紙台帳とオンライン記録と突合を行う。その上で本人に照会を行ってはどうかと考えます。 厚生年金関係 1昭和32年以前の事業所整理記号の設定を行う。 2旧台帳の記録の未収録分をオンラインに収録する。 3旧台帳のマイクロ記録をオンラインで照射できるようにする。 4職歴審査照会回答票をWMから補正できるようにする。 5職歴審査照会回答票の人数制限を解除する。 船員保険関係 1昭和45年以前の事業所整理記号を設定を行う。 2旧台帳のマイクロ記録をオンラインで照射できるようにする。 3職歴審査照会回答票を照会できるようにする。 その他 1被保険者記録照会回答票の記録と受給者給付記録回答票の記録を同じにする。	平成19年に年金記録がマスコミで大きく取りざたされるまで、年金記録問題の存在は知らなかった。	年金記録問題を知らなかったが、オンライン記録と紙台帳の記録の不一致が判明した場合、補正を行った。 紙台帳の記録不備のまま放置されていたことやオンライン切替当時に紙台帳の記録を全てオンラインに収録できていなかったことが残念です。 この2年間で行ったオンライン記録の補正をせめて20年前にできていたら本人に直接照会できたと思う。
7899	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に思い当たることはありません。	よいかどうかは意見の分かれるところですが、国民総背番号制を導入ずる。	記録に関しては、オンライン化の際、振り仮名を届ける規定がなかった、予算が削減され、人手不足により入力チェックができなかった、と聞いていました。 周知不足や認識不足により、本人が手帳を持参しない、事業主が年金手帳を保管していて、退職の際、本人に渡さなかったような事例はたくさんありました。また、経歴を書いたがらない人も存在していました。 このことを知ったのは、採用された昭和62年ころです。 標準報酬に関しては、本庁のあおり過ぎ、担当の見栄や自覚不足、事業主の認識不足によるものと思われる。 このことを知ったのは、この問題が発生してからです。	採用されたときにはすでに、先輩方が広報や年金手帳にシールを張るなど周知されていました。また、オンラインによるチェック機能もある程度備わっていましたし、一人一生一冊と思っていましたので、年金手帳を添付するよう指導していました。添付できない場合は、事業主や労務士に対し、履歴確認の協力依頼や本人への照会を行っていました。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7900	地方庁	その他(社会保険事務所)			あまりにも膨大な数の案件で終わりが見えてこないというのが率直な印象でした。案件自体も様々なパターンがあり、すべてを解決することは困難を極めると思いますが、お客様に納得をしていただくことが重要ではないかと考えます。 問題の大きさを認識したのは、年金得別便が送付され始めるニュースが流れ始めた頃、平成19年末だと記憶しています。	とくべつ便窓口対応にも出させていただきましたが、多くのお客様は対面での説明によりご納得いただけたのではないかと思います。 ただ、ねんきんダイアル等への電話問い合わせをされたお客様からは、社会保険事務所へ電話してほしいとの回答に何度も電話しなくてはならなかった、なかなかつながらない等のお言葉をいただきました。委託業者による対応という面もあると思いますが、お客様にとっては年金問題に対する不安を増大させる結果につながった場合もあるのではないかと考えます。また、事務所によっては、ダイアルインを採用していない場合もあったと記憶しています。窓口での対応とは違い相手が見えないが故に不安とイライラが増大する結果に繋がってしまったのではないかと思います。 あるていど問題が落ち着けばこのようなこともないと思いますが、それまではダイアルインと電話対応に対する体制作りの再考が必要ではないかと考えます。 また、問題解決には対応者の年金知識の向上が絶対条件であるため、問題発生時点での知識
7901	地方庁	その他(社会保険事務局)	空襲で焼けたり台風等で台帳が喪失したと聞いています。	OB等専門知識がある人による対応を増やす。アルバイト等がいくら増えてもすこし研修をしたくらいでは対応できないと思います。	年金の請求時に本人に記録を記入してもらって、その記録・期間を確認してから裁定するので、複数、年金番号を持っていて統合していなくても大丈夫と聞いていたし、本人がきちんと記入するものと思っていたので、特に問題とは認識していなかった。平成9年、基礎年金番号導入時。	基礎年金番号導入時は厚生年金の期間調査をしていたので、カセット記録で記録を出せるものは早くしてほしいなと思っていましたが、費用に関係でなかなかできないといわれていた。期間調査で本人に記入していない職歴についても本人のものと思われるものについて確認をして回答した。処理件数・人数の関係で確認したい人全員にはできなかった。
7902	地方庁	社会保険事務所課長級以上	現在、紙台帳をマイクロ化しているが、昔は紙台帳の報酬記入欄が足らなくなった場合上から紙を貼って報酬を記入していたため、原本を見なければ確認できない。マイクロ化が終わったとき、庁からの指示で台帳を廃棄ように指示があったが大阪は処分しなかったと聞いている。	マイクロの検索スピードが遅くなったので以前より調べやすくなった。よりよく改善してほしい。単票式をとっていた県の調査がマイクロでは難しい。思いつかないが改善してほしい。	基礎年金番号が始まるまでは一人で何冊も手帳を持っていても誤べようがなかったので、問題を問題と認識してなかった。	基礎年金番号が設定されてからは、特に国民年金の20才で付番されるようになってからは、手帳番号を持ってないのがおかしいと認識し、新番を払い出しを極力しないように勤めた。資格取得時に住民票の添付、今なら住基コードを確認できれば今後の問題は減るのでは
7903	地方庁	その他(社会保険事務局)			はっきりと認識したのは新聞などで報道されてからだった。	
7904	地方庁	その他(社会保険事務局)	思いあたりません。	人件費に多額のお金がかかってしまうでしょうが、社会保険庁に残っている資料は全て隅々まで何度も確認しなければならないと思います。そのうえで少しでも手掛かりとなるものがあれば電話や直接訪問などを行い、今まで以上に積極的にこちらの方からアプローチをしていく必要があると思います。	国民の皆様からの社会保険庁という組織および年金制度への信用を失墜させてしまうこととなった重大な問題だと認識しています。 いわゆる宙に浮いた年金問題については、平成12年に入庁して間もなく、基礎年金番号に未統合の手帳番号があることを知りました。 ただ少しずつではあるが統合は進んでおり、最終的には年金請求の際に年金加入歴は全て本人に確認してもらってから年金の裁定をするので、不利益は生じず、現時点で未統合のものがあっても特に問題はないというのが職場全体の認識だったと思います。 そのため私自身もそういうものなのだと思い込んでしまっていました。 その他の探しても出てこないいわゆる消えた年金や厚生年金月額の改ざんの問題などについてはマスコミで取り上げられるようになって初めて知りました。	この問題の反省点は多数あると思いますが、特に組織全体が職務に対して受け身の姿勢だったことが大きかったのではないかと思います。(未統合の手番があっても危機感を感じていなかったこと、年金は請求されなければ支給しないなど) そのため私は今現在、失ってしまった国民の皆様からの信頼を少しでも回復できるように、今まで以上に一生懸命職務を全うすることはもちろん、常にお客様の立場に立ったつもりになって積極的な仕事をすることを心掛けています。
7905	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくにありません。	社会保険庁や厚生労働省だけのせいにするのではなく、国民や政治家の責任でもあるので、企業、大学、労務士会、他省庁、各自治体にも積極的な協力を求める。	各個人がもっと責任をもって自分の年金記録に興味をもち管理すれば、このような問題はおきないであろう考えていた。 この仕事につき、基礎年金番号になっていない手帳番号が多々あるということを知ったとき。	年金相談を行った時や電話をいただいた時、より詳しく自分の年金の記録を意識し、確認していただけるように積極的にうながした。 自分の記録を確認できるようなシステム構築を提案し、それを通すことができなかった。 国民自身も、目先の記録問題、組織体質だけみるのではなく、60余年もの歴史を刻んで今に至るわけであるのでそうなってしまった経緯も正確に知っていただく必要がある。年金はとても重要でありがたい制度であるので教育現場でも年金という科目を作ってもいいほどであると思う。
7906	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	過去の年金記録の確認については、今後実施される紙台帳とオンライン記録との突合せにより点検を行うことが重要だと考えています。 また、宙に浮いた年金記録については、ご本人の記憶をたどることになりますが、古い記録になるほど判明させることが難しいと思います。 しかし、ご本人の記録でることが確定しなければ、別人の記録を統合してしまい新たな記録間違いが起こる危険性があり、現在行っている方法以外は難しいと思います。 今後、新たな記録の相違等発生させないためには、事務所や事務センターでの事務処理を適正に行うことは当然のことですが、現在行っている年金定期便により、お客様ご本人に年金記録をお知らせして、ご自身が毎年の納付記録等を確認していただくこと。 また、現在検討されている年金通帳等によって、お客様ご自身が年金記録を管理いていただくことも必要であると思います。	国民年皆様が老後の生活のために、年金制度を理解し信頼していただいて、長い年金加入期間の中で、生活が苦しい時でも少しでも多くの年金を受けるために保険料を納付していただいた年金の記録が、正しく管理されていなかったことについて、大きな問題であり社会保険職場に勤務するものとして大変責任を感じています。 平成19年に年金記録問題が発覚するまで、このような状況になっていたことは知りませんでした。	国民年金の主管課であるため、国民年金特殊台帳とオンライン記録の突合せ作業に携わり、国民年金記録の確認を主に行いました。 この記録問題が発覚するまでは、オンライン記録と紙台帳記録は当然一致しているものと思っておりました。 紙台帳で記録を管理していた時代は、市町村の台帳と社会保険事務所が管理している紙台帳を定期的に突合せを行い、この記録を社会保険庁に巡達しているものであり、当然、紙台帳の記録がオンラインイ記録が一致しなければならないものが、記録が正しく管理されていなかったことは、オンライン化した際に膨大な並により点検及び確認が不足していたものと思われます。 現在においては、全てオンライン化になっており、年金記録の入り口である資格取得等の入力処理を適正に行い、入力後の点検を十分に行うことにより誤りをなくすことが重要と考えます。
7907	地方庁	その他(社会保険事務所)	昔、算定基礎を受け付けていたら、2重帳簿がある事業所がありました。そこは、何年かに1度帳簿突合してました。実際支払で算定基礎を提出するが、(税務署・銀行にみられると経営難がばれるので、帳簿はつけていないとのこと。)帳簿は架空払い(融資を受けるための増額報酬帳簿)しかなく、銀行・決算・税務署報告に使っていると楽語してました。結局、上司に相談、税務署・金融機関の帳簿調査で、公然と使用している帳簿類にしてもらいましたが、その帳簿をだされ、報酬訂正をされているのは、たまりません。 また、傷病手当金の添付書類の賃金台帳も架空でだされたこともあります。(別会社) 日雇保険は会社に勤めながらも、国民年金加入。それなのに、第3者委員会で勤務が立証されて厚生年金はありえないので、当時の手帳交付した原票をデーターベース化にして、少しでも調べやすくしてほしい。	市区町村にも、マイクロなどで記録が残っているところがあるため、年金記録を吸い上げてほしい。 当庁・担当に手落ちがなくても、ずさんな仕事といわれるのはつらいので、標準報酬調査は、税務署とするべきです。保険料逃れとされているが、そういった会社の納税はきちんとした額を納付されているのか、各公租公課でみるべきです。 また、年金記録問題は、厚生年金・国民年金のみでなく、共済年金もあるため、情報管理を一元化してほしい。	入社して、部署を移り、業務3課(組合適用・期間調査・他庁照会担当課)にて組合適用をしていました。(特に1月～3月)払出個票とWM上氏名登録漏れの手番がかなりあったことを指摘、手が空いたときに記録を補正し、入力をするべきことを上司に提案したが、「生意気だ。」「1年上は神様と思え。」「余分なことはするな。」と言われました。特に、社会保険庁より転任してきた人間にいわれました。「記録は、本人が申し出てからやればよい」と言い、他人事でした。もちろん、適用の仕事以外はさせてもらえなかったです。 前の部署は医療給付の係で、皆が忙しく、手が空いたときにいろいろ勉強し先をみて仕事をしておりましたが、(当時の上司がいろいろと勉強させていただきました。)とても悲しかったです。平成4・5年ごろでした。	入社2年目のため、知り合いや誰にも相談できませんでした。また、組合適用のときは、上に意見することはいけないみたいに扱われ、改善なんてできませんでした。その後、相談できる上司も見つけ、当時のことを話しました。 その人は、「前から暇をみては、氏名漏れ、脱漏記録の整備をするよう提言しているのに、年金を扱う担当は"本人申出や、請求時にやればよい"と言って動かない。それでは、2段階世代の時には乗り切れない。手帳の前の紙の記録なんて、風災皆で紛失した(本人の責でない)人や、手作業で、会社の担当のミスもあるため、機械管理できるものは片っ端からしなければ・・・」といってました。 上司の考え方・匙加減ひとつと思います。 もし、当時、その上司がいて、動きが出来ていれば今の時代、もう少し氏名検索・旧法の人にも生前に給付ができてたのでは、と思います。 なんでも相談できる窓口・そして良いことは、積極的に取り入れる、改善を検討し、実行できる機関がほしい。また、ブロックの企画こそ、柔軟な考えができる人を集めてほしいです。 [redacted] また、医師の診断書が出ている期間に出張に行くようにと命令(出勤可能の診断書の取り寄せ指示なし)するのもやめてほしいです。
7908	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		国民生活に影響を及ぼす重大な問題と認識しておりました。 年金記録問題が明るみに出て、その件数の異常な多さに驚いたのを覚えています。	年金記録の相談については詳細に聞き込みを行い、本人特定を行ってきました。本来であれば、平成9年の基礎年金番号スタート時に広報の徹底を行い、社会保険庁・事務所一丸となって記録調査及び統合を行っていれば、これ程大きな問題にはならなかったのでは無いかと考えて
7909	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	特になし	保険料の横領や標準報酬の改ざんなどにより正確な納付記録となっていないという認識です。報道により知りました。	私は刷新システムに関する業務をしているので、不正防止の観点から正確な納付記録となるようなシステム的な仕組みを検討しました。 反省点としては、保険料収納時の現金管理が適正でなかったこと、事業所との関係が無法的になっていたことだと思います。
7910	本庁	その他(本庁)	特になし	単に反省し国民に対して謝罪するだけではなく、なぜこのような問題が起こるのか、マスコミの報道に一方的に流されるのではなく根本的な原因を分析し、国民に対してきちんとした説明をする必要があると思う。	納めた保険料の記録が残っていないという事実は、行政組織として非常に恥ずべきことであり、責任感が欠落していたと認識している。 しかし、政治家やマスコミに一方的に批判され、国民の皆様に必要以上に心配をかけてしまっていることには歯がゆい思いをしている。謝る一方でなくきちんとした説明を行っていれば、ここまで大きな問題にはならなかったと思う。 問題の存在はマスコミで報道されるようになって初めて知った。	国民の皆様から電話照会等で指摘を受けたときには、ご迷惑をかけていることをお詫びし、真摯に対応するよう心がけた。 縦割りの行政組織で情報の共有が不十分であった点に問題があると思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7911	地方庁	その他(社会保険事務局)	年金記録について、資格照会回答後に再度、加入期間を調査する場合は、「年金記録問題第三者委員会」に申立書を提出させています。 現在の第三者委員会への、お客様からの申立書の審議状況から、いずれは第三者委員会の組織がなくなるはずですが、なるべく引き続き存続させていただきたいと思います。 日本年金機構が発足し、社会保険職場の正規職員が減員となる中、正規職員の質を高めていかなければならないと思います。[1] また、全国的な配置転換が進む事が予想されますが、職員の居住地近辺への配置転換を行い、広域配転は最小限にすべきと思われます。[2]	上記(6)の[1]についての方策 民間組織から年齢が若く、優秀な人材を試験で試した後に、採用していくべきと思います。そのために人件費を十分に確保すべきと思います。 これまでの社会保険職場に在籍し、継続して新組織に移行する者は、精神的かつ身体的に良好な者を引き続き、任用をすべきと思います。 1ヶ月を超えて病休・産休を取得しなければならない状況の者は、一度、退職扱いとし、再度、復帰時に再採用とするような措置を取るべきと思います。 長期に休む者のために、同じ職場の他の者にしわよせがいくのをさけるべきと考えます。 上記(6)の[2]についての方策 広域配転の際に、職員の居住地の転居を伴う配転については、人事異動が困難であると思われます。 第一に通勤手当、単身赴任手当、配転先の居住施設の確保のために人件費コストが大幅に必要となる問題が起きます。 人件費や居住施設が確保されない場合に、その職員が個人的な資産を用いてまで在籍する可	年金記録問題は、この問題が表に出て、マスコミ等で報道されるようになってから知りました。 この問題は、社会保険オンラインシステム上の問題として認識していました。 長い社会保険制度の歴史の中で、システムの上でも記録管理をしている状況があります。 紙台帳→マイクロフィルム化→オンラインシステム 時代とともに記録管理システムが変化し、書替が行われてきました。 この書替の際のシステム上の不具合による記録洩れ、記録入力誤りが「消えた年金」としてマスコミ等で指摘されてきた点です。 また、職員等が手作業により書替作業の際や入力業務で誤入力をして、 チェック不足のまま、記録洩れ、記録誤りとなるものもあります。	システム上の問題は、担当者が業者に対し、指導を重ねて完成されたシステムとしていくしかありません。 私たち職員等が注意することは、日常の入力業務で正確な業務処理を行い、二重チェックにて確認作業をきちんと進めていく事です。 今年10月より適用業務業約化の実施され、平成22年1月からは、本格的に稼動していきます。 多くの派遣職員を採用し、届書入力業務を指導していきます。 派遣会社については、入札制度により、なるべく低いコストの派遣会社を扱っている状況です。 よって、派遣社員の賃金も最低賃金ギリギリとなっており、今年10月にマスコミ(週間ポスト)で報道された内容です。 安い賃金では、優秀な人材が集まりません。 日本年金機構に移行する中で、正規職員が減り、社会保険職場は派遣職員の労働力が増大になってきます。 必要となる人件費は、十分な予算措置をしていただきたいと思います。
7912	地方庁	その他(社会保険事務局)		各県の事務集約にも差があると思いますが、記録問題を専門に担当する部門を設けて、そこにマンパワーを集中させる。しかし、人を集中させても初めて経験する方も多数いると思いますので、これまで多くの経験をつまれている職員の配置と事前の講習が必須になると思います。	何時の誰が悪いというのではなく、組織としてこれまでの業務の行い方に問題があって発生した部分も一部にはあるわけですので、OBの方、現役を問わずこの会社で働いたすべての職員に責任があるのではないかと認識しております。	
7913	地方庁	その他(社会保険事務所)	現在のところ特にありません。	宙に浮いた年金記録については、基本的には性善説で記録回復をする方向でなければ収まりがつかないと考えます。当然一定の基準は必要と思います。 今後は被保険者にとっては決して簡単ではない年金制度をよりわかりやすく伝え、また年金記録などは気軽に閲覧できるようにし、まずは制度に対する不安を取り除き、その上で被保険者に自分の年金を自分で守るという意識を持っていただくことが重要と考えます。いわゆる年金通帳などもひとつの方策として有効と思います。	本年4月に入庁した当初から各種報道等で聞こえてくる範囲ですがこの問題を知っていました。 1億2千万人の人口に対し、5千万件の宙に浮いた年金記録が存在していたということは、数十年後に後払いという年金制度の性質、社会保険庁組織の体制、国民の関心の薄さ等、いろいろな問題が重なって起きたことと認識しております。実際に職員の立場でこの問題を目の当たりにしましたが、思っていた以上に国民の社会保険庁に対する不信感が強いものと感じました。	私は本年4月に入庁したばかりでしたので、この問題に関しての問い合わせ等については、組織の一員として、誠意を持ってお客様の話を傾聴し、丁寧に対応することを心がけました。 この問題の反省点としましては、やはり組織として職員の意識の問題やチェック機能の不足等があると思いますが、一方で年金は国民が老後生活を過ごす上での生活原資となる大事なものであるにも係らず関心が不足していたことが大きいと思われます。組織として国民に制度のことをわかりやすく伝え、関心を持たせる努力が足りなかったと考えます。
7914	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし	とりあえず、5000万件の問題については、蓋締めをして全部の記録が突合できるわけではなく、一定の成果について公表し、業務処理を進める。 記録が回復できない方や特別便を返送しない方等もおり、毎年、年金記録の確認について周知していくしかないと思われる。	入庁後一年以内くらいに知り、年金制度創設して間もない頃からある問題で、改善をするには膨大な予算等が必要になると思った。	個人的にはどうにもならないと諦めていた。基礎年金番号導入時に、周知の徹底や付番の方法についてより良い方法があったかもしれないと思う。また、自分たちや家族等の年金記録は優先し、国民への配慮が足りなかったと思う。
7915	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にございません。	長期雇用の人員を思い切って投入し、業務の標準化を進めながら増人員のスキルアップを進め、役割分担をして早急に未統合の年金記録の解決を図る。お客様からの記録照会の内容を、もう少し具体的に絞り込む何か良い方法がないかを考えています。照会内容が具体的になり、スリムになればもう少し合理的になるのではと思います。しかし、お客様と直に接する方は、本当に大変だと思いますので現状も理解してます。	今年の4月からの在籍ですが、時間は掛かるが来統合の年金記録は比較的単純に統合できるものと認識していた。知ったのは、報道で2、3年前。	記録管理係に配属になり、まさに年金記録問題の照会に対して責任ある回答をしなければならない立場ですので、早く業務を覚えて処理件数を増やそうと努力をしてまいりました。過去ではなく現時点での、反省とまではなりませんが短期間の雇用が比較的多くいのでスキルの活用が少なく感じられます。
7916	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	年金記録問題を重要事項としながら、通常業務にかかる軽減措置は無く、それぞれの部署から同時並行的に本来業務についてノルマを課して業務遂行を求める。 例えば年金記録問題を最優先する課題とを決めたならば、それに対して集中的に人員、時間を投やすべきであるし、組織として目標を定めて意志統一をはかるべきであるし、指示命令についても一貫性を持つべきと考えます。	基礎年金番号導入以降、統合しきれていない記録があるのは知っていたが、年金裁定時での統合が可能とかんがえていた。意識したのはTV等でとりあげられた、平成19年上旬と記憶しています。	混乱する事務所窓口の中、本人記録確認に誠実に対応しようとした。しかしながら、マスコミ等で大々的に取り上げられたため、対応人員に限りがあったと思います。特に特別便に関してはもう少し準備期間を取っての送付が出来れば混乱を回避できたのではないかと考えます。
7917	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	資格照会に対する回答を早く出来る方法を構築し、記録の回復に少しでも早くつなげることが大切だと考えます。 資格確認方法として、過去の紙台帳等をパソコンで検索できるようになり、処理が早くなりましたが、さらに、検索だけではなく、次の処理へマルチに展開すれば効率が上がると思います。 例えば、複数の検索結果をプールして、検索結果をもとに回答票を作成するまで、一連で処理が完結する方法などが考えられます。	将来、年金を受給するにあたり、大切な記録が長い間に、正しく管理されていなかったことに対しまして、国民の皆様に大変申し訳ないと思います。 この問題については、年金記録問題が報道された時に知りました。それまでは、この様な問題があることは知りませんでした。	国民の皆様の老後の所得保障としての年金制度の信頼回復に向け、記録確認等の作業に、休日を含め積極的に取り組んで参りました。 反省点といたしましては、年金という将来にわたり長期に記録管理をしなければならないにもかかわらず、年齢の節目など途中で、記録に誤りがないかどうか記録の確認をする方法を構築してこなかったことが問題と考えます。
7918	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	一刻も早い解決をはかるのはもちろんなので、まずはとにかくマンパワーを投入すべきと考えますが、数だけ揃えても意味がないので、過去の事務処理に精通した、OBなどを活用すべきと思います。 OB世代は実際に当時の事務をしていた人たちなわけだから、社会保険の制度も知らない派遣を何人も使うより、調査のしかたも知っていると思います。 それに、もう退職したから関係ないのではなく、少しでも問題解決に尽力してほしいと、現役職員は皆、思っているはずです。	問題の存在を知ったのは、報道発表と同じ時期だと思います。 ただ、消えた年金という表現が正しいのかどうか、疑問は感じていました。	被保険者名簿をマイクロに収録した当時、名簿に記載された内容の再確認や、不明瞭な文字の補正などは一切せずに、順序も簡単に確認した程度でナンバリングを打ち、マイクロに収録していたと記憶しています。当時はこれからはすべてコンピューターにじかにデータをいれるようになって、コンピューターに収録された記録がすべてなのだから、いずれ資格照会なんていうものはなくなるんだと先乱が話していたのを覚えています。将来活用するためのマイクロ化ではなく、かさばる名簿を片付けるためにマイクロ化したように思えてなりません。活用するためではないから、順序が狂っていてもおかまいなしに収録したのではないかと思います。そうした意識の低さが現在の記録調査のさまたげになっていると思います。なので、先ほどもふれたように、OBを活用し、名簿や払い出し簿の見方や事業所名簿の検索の極意などをみんなに伝授してもらいながら調査ができればいいと思います。
7919	地方庁	その他(社会保険事務局)		個人的対応としては、自分の身を守るには、予防策としてでもまず自分からと再認識した事と、組織的には一つづつ地道に調査し、解決して行かなければならないと思いますが、所内だけでなく、他とも広く情報交換・交流させる事も一つの手段かと思います。	早急に対応・解決すべき問題と認識しています。入局する以前(1年前)から年金記録問題についてはマスコミなどからの情報で知ってはいました。	
7920	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくになし。	まずは、残っている紙台帳との突合せ、雇用保険データとの突合せ、基金との突合せなどを実施し、記録を補正する。 共済組合や雇用保険等の関係機関とデータを共有(常時確認)できるようにすること。	年金給付課に配属された平成16年頃、年金裁定請求時に手番がないか確認する作業が必要だと教えられたときに未統合の記録があることを知った。そのときは、裁定時に最終的に確認するので大丈夫と教えられたため重大な問題との認識は薄かったが、5000万件などマスコミ報道されるようになって大きな問題と認識した。	後で確認すればよいという考えではなく、電話や窓口で応対した際に、できるだけ丁寧に確認するようこころがけて対応した。 基礎年金番号導入時にもっと周知し、徹底した対応をとるべきで、その後の取り組みも不十分だったのだと思う。また、長期間にわたり管理を要する記録であることを踏まえた管理の仕組みが必要だという視点が欠けていた思う。
7921	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。		問題として認識したのは、平成19年頃です。 オンラインシステムに切り替わった、平成の初めの頃、紙台帳の記録はあるのに 収録されていない記録がたくさんありました。 また、厚生年金手帳の再交付の事務で申し出のあった職歴に対して記録を探すと、申し出の事業所名や氏名、生年月日が記録と相違していて容易に探せないこともありました。一人の人がいくつも厚生年金番号を持っていても、年金請求の時に職歴を申請してもらい、その時点で加入記録を確認するので漏れる事はないと、当時の先乱に教えてもらいました。 でも、紙台帳にはふりがなや住所もないのでどうするのか疑問でした。	機械化になっても、記録は全て収録されていないことと、年金請求時にはなかなか、職歴を思い出せないので、業務課の窓口や調査官の頃に年金の話になった時に、特に職歴がたくさんある人は今のうちに加入期間を調べておくようすすめました。また、本人が思い出せなくても、家族に聞くとか、結婚とか出産などの時にどうしていたか考えるように話しました。 今はこちらから事業所名をお話できて確認ができますが、当時は絶対言ってはいけないし、期間や住所が違っていたら本人でないかもしれないと言われていました。例えば本社で加入するが、勤務先がちがっていたり、適用の事業書名と勤務する会社名がちがうことをあるので、加入者の立場になって対応していればと思いました。 また、年金に対しての認識も低く事業所に対しての広報はあっても、加入者一人ひとりに対してはなにもなかったように思います。税金週間のように直接加入s者に届くような広報があってもよかったと思います。
7922	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	現在の対策以上のものは思いつきません。	人間に多少なりともミスがあるのは当たり前ですが、国民に対して、当然起こりうる問題を提示して透明にしていなかった体質の方が問題があると思いました。問題が大きく報道される頃に、そういえば以前現場の職員が言っていた、というのが正直なところです。	記録を扱う業務についていないこともありますが、特段個人では行動を起こしておらず、すみません。[redacted]反省点は、この問題に限りませんが、(これも人間の正直なところかもしれませんが)ミスして叱られることや理不尽な批判を避けるため、つい事実を隠す体質が蔓延していたように思います。また、担当の是非に関らず、飲食等に付き合わないと情報がもらえない等(メールもccしてもらえない等)、関係者への情報提供が十分とは思えないことがあり、このような体質が年金問題だけでなく業務に能率を及ぼしていると思います。
7923	地方庁	その他(社会保険事務所)	まだ業務経験も乏しく、採用されてそれほどたっていませんので、今回の年金記録問題で判明している事案以外に、私が知る問題はありません。	昭和9年以前生まれの方の記録は、事業所別にまとめて、ねんきん事務所や市町村役場の窓口で自由に閲覧できるようにするなど、より情報を公開して積極的に持ち主の特定をしていく必要があると思います。 また、ねんきん特別便などの郵便物や、広報、報道などに反応しない人は現在も沢山おり、そういった方々の中に年金記録の持ち主が多くいると思われます。こういった方々は75歳以上の高齢の方が多いので、電話での確認は難しく、事務所への来訪相談も望めない状態にあり、接触を図るには次のような方法が有効かと思います。 1、事前に十分な広報を行ったうえで、各市町村役場での出張相談所開催。 2、老人ホーム、介護老人施設などへの訪問相談。 3、確定申告時期の税務署など人が多く集まってくる場所での相談窓口開設。 4、郵便局、農協、信金など地域に密着した金融機関に広報を協力依頼しての大規模相談会の開催。 限られた人員の中でも相談員の一括育成などを行い、マンパワーを投入しての「面談」での相談	採用されてすぐに配属されたのが年金給付課でしたので、複数の年金手帳番号を持つ人は沢山おり、年金を裁定するうえでは注意して業務を行わなければならないと、上司、先乱などから教わりました。仕事に慣れてくると、氏名や生年月日が誤って収録されているケースが多くあることに気づき、問題があるとは感じましたが、昭和30年代などコンピューターが余くない時代から管理を行い、オンラインに切替を行ってきている経緯から考えると、仕方がないこととも感じていました。また、大部分は裁定請求時の確認で統合できているとも考えていました。すでに裁定請求をされている方の中に、年金記録もれが多くあるとは考えてもいませんでした。	裁定請求時の年金記録確認を入念に行うようには考えて業務を行っていました。氏名、生年月日検索は幅を持って行い、事業所名などからの調査もでき限り行い、正しい記録で裁定することを常に意識してはいました。 現時点での組織としての反省点は、発生よりもその後の対応にあると思います。昭和30年当時など、機械での電算管理など、全く考えられない状況で、カナでの氏名収録、100%ミスのない事務処理などとても考えられません。また、氏名索引などない時代には、記録の調査も容易ではなかったと考えます。発生してしまったことは当時の時代背景等を考えれば仕方がない部分も多くあると思います。 しかし、その後の対応として、オンライン化され氏名検索が行える状況が整い、手帳番号の統合漏れが広く認識されていたなかでも、積極的に記録の統合を進めてこなかった対応にはとても問題があると思っています。日々の仕事に追われ問題の重大さの認識が甘くなっていたと自分自身も感じます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7924	地方庁	その他(社会保険事務局)	外国人の適用について 外国籍でも日本に在住の場合は国民年金の被保険者の対象となるが、取得の処理がなされているが、実際には国外に転出していて複数年さかのぼって資格の取消することがある。外国人の多い市区町村になると毎月のように誤適用で取消しの処理を行うこととなっている、必要のない番号(記録)を管理することとなっているし、全国的に見る結構な数字となると思います。 また、国民年金の記録には氏名と外国人通称名の登録があるが、厚生年金の場合には氏名としての登録しかなく、通称名で厚生年金に加入されていると日本人とまったく区別ができない。 そのことから考えると(以前は外国人は国民年金の被保険者になれなかった時期もあるので国民年金の手番は少ないと思われるが)現在未統合の年金の手番のなかには既に母国に帰っている外国人の手番もあるので確認が不可能なものがあると思います。	具体的な解消方策はないが、今後の不必要な付番(記録の管理)を減少させるのには、外国人登録の管理について見直していく必要があるのではないかと思います。	私事にはなりますが採用された年度が平成8年度で年度途中で基礎年金番号が導入された。それまで制度ごとに管理されていた番号(基礎年金制度といっても共済については年金請求まではまったく管理されていなかった)を統一して管理するようになったことから、年金記録問題についてのひとつの転換期であったと思います。 当時は採用されたばかりでどの程度の件数があるのかなどが把握されていても発表(庁内部で)されていたのかさえ覚えていませんが、それ以前から年金請求時には本人に確認するので記録についてはその際に確認できるし、請求年齢に近いものから順次勧奨をしていくので解決に結びつくとの考えでいました。先輩のなかには、そんなことでは駄目と今すぐ記録の統合を進めていくべきと主張されていた方もいたと記憶しています。 制度発足当時はコンピュータなどなかった時代ですから、記録の管理が紙ベースで国民年金においては市区町村の間で送付してやり取りしていましたし、WM上不備のある記録についてはマイクロフィルムで確認することが常でした。また、厚生年金についても被保険者証を持っていなければ、事業所を変わるごとに付番されていたので、不備があるのは正直仕方がないと考えていました。実際この問題が取りざたされ、WMに取り込んだときにずさんな作業が影響していることを知ったときには正直ショックを受けました。 ですので、採用された当時から記録については少なからず問題があるとの認識はありましたが、時期が来れば解消されるものと考えていたのが間違いで、今回の本当の意味での年金記録問題として把握したのは取り上げられるようになってからです。	基礎を導入した時点でどの程度の手基があるのかは把握できたはずですし、今思えばその当時からもっと本腰を入れて解決しようと努力すべきではなかったのではと思いますが、実際には回りに流され問題を先送りし何もできませんでした。 現在も自分に与えられた仕事の対応で精一杯ですが、ただそれが今後このような問題が生じないようにとすることとなり、過去の問題の解消とあわせて解決に結びつくのではないかと思います。 年金相談の窓口で直接記録の洩れていた受給者の方に言われたのが「お上のすることやから大丈夫やと思って、はいはいといって手続きした」という言葉が印象的でした。記録のずさんな管理から、結果として国民の信頼を裏切ったのは残念なことですが、年金制度に対する教育を怠っていたのが大きな要因であると思います。 実際問題ここまで年金の記録が取り上げられても感心のない人もいますし、正直なところ今生活できなければ年金も何もないでしょう。将来年金がなくても生活保護を受ければいいというような考えもあります。 社会保険制度制度自体を根幹から見直し、名目が違っていても最終的に国民の生活を保障するためのものを減らしていくことで、取り扱っている官庁が多い現状をよりスリム化していくこともできると思います。
7925	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	限られた人員ではあるが、総動員して調査にあたり、信頼確保に努める必要があると考える。	私自身は、厚年記録の調査業務に通じているわけではないが、事務所で勤務していた際に、オンライン上記録がバラバラに収録されている状況についてなぜそのようになっているのか不思議に思ったことがあった。	年金制度に対する信頼を確保するためには、記録を長期にわたって誤りなく保存しなければならない。私たち職員は、国民の大事な財産をお預かりしているということを常に肝に銘じて業務にあたらなければならないと思う。
7926	地方庁	その他(社会保険事務所)	既に報道されている記録問題(未統合手番・改竄問題など)以外特にありません。		平成9年に採用され年金給付課に配属となりましたが、当時、裁定請求時に基礎年金番号に統合されていない手番の多さと本人確認に苦慮しました。 氏名検索で判明した厚生年金手番について本人は手帳を持っておらず、履歴申立てにも記入していない。 だが、その事業所所在地が本人居住地の近隣で、得喪年月日からも本人の可能性が高い記録であり、本人が忘れている、もしくは社保加入していると思わなかった記録が存在する可能性があると知りました。	疑手番を本人に確認するも会社名等を告げることができなかったため、期間や地域、同僚と思われる人の名前を挙げたりして本人の記憶、会社名を引き出すのに苦労したことを覚えています。 反省点としては基礎年金番号制度の周知不足(年金問題が取りざたされた時でさえ基礎年金番号制度を知っている人はわずかでした)と、手番確認作業を付番時以外に定期的に行っていなかった事だと思います。 そのとき以外では年金請求時にしか本人に確認する機会が無いわけで未統合手番が大量に存在していたのも当然であったと考えます。
7927	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません	当たり前の事ですが、職員全員で取り組んでいかなければならない問題。	マスコミに取り上げられて知りました。	とにかくずさんな管理・処理にまいってます。手作業だったとはいえ、あまりにも適当すぎると思います。今となっては何を言ってもしかたないです。 信頼回復のためにも一日でも早く亡本人の記録につながるようにしたいと思い、お客様でフロアがいっぱいの時はすすんで窓口対応を行いました。今は再裁定がからむ補正処理を積極的に取り組んでいます。みんなが自分の得意とする分野で少しでもかかわっていけば、処理は進むはず。一人ひとりの気持ち次第です。民扶い・・・という考えの人もいますが、職員である以上そんな事は言ってられません。まだまだ意識改革が必要と思います。
7928	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知らない。	現在も対応中であると思いますが、問題が発生した原因をきちんと追究して 今後、このような問題を起こさないように対策をとり、職員の意識もたかめる。	平成9年の基礎年金番号を導入時には、1人の人が複数の手番を持つことになり、回答を出ず人も多くなったが年金を請求するときに整理できればいいことなので特に問題と考えていなかった。	被保険者に忙しくてなかなか統合(205)の手続きが取れないと相談されたときには、年金手帳に戦慄感があるので自分で書いておき、事務所に来る機会があれば証明を受けたり、期間照会するように指導していた。 反省点としては度重なる改正に対して対応が充分に時間をかけてできていなかったと思う。
7929	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録問題に関して、世間一般に知られていない問題があるのかというのは、自分は知らないです。過去の、年金記録に対する取り組み方や個々人の対応、また年金制度が十分整備されていなかったことで、その積み重なりが大きな問題へとなりましたが、年金記録解決に向けて百%力を注がないといけないのは当然のなかで、過去の問題の解決で現代の問題として、たとえば未適徴収不足を招くことが今後の問題として、続いてしまうとも思います。	年金記録問題解決に向けては、当然人員が必要になりますが、ただ人員が多くても、まったく年金業務の経験のない者を増やしても、人手は足りてるのに解決がはかどらないとなります。また、震われた方もその仕事にどういった意味があるのか把握しないまま頼まれた仕事をしていると、問題が新たに発生してしまう可能性もあると思います。それであれば、まず未経験者に対する教育研修をして、理解を図ることから必要と思います。当然、そのような時間はないというのもあると思いますし、早期に解決することが重要とは思いますが、一人一人が力をつけ、丁寧な対応が重要だと思います。また、早期の解決ということであれば、退職者等経験者に働いていただくことも必要ですが、なにより現在働いてる人間が退職しないように、考えることがお客様サービスの低下を防ぐと思います。通常業務も含めて、人員が少ないなかでこなしていくには、情報テクノロジーを取り組む流れを、さらに強化する必要ありと思います。適用徴収業務についても、専門的な研修をおこなうことで、少ない人員でできる範囲を増やさないといけないと思います。	問題の把握というのは、報道などで詳しく扱われたときに知りました。 自分が採用されて一年くらいで問題が出てきて、問題に対する認識は強く考えさせられました。 年金問題は過去これまでの対応や問題点などの積み重ねによると思いますが、縦のつながり横のつながりで情報共有ができていないこともあると思います。	僕自身もそうですが、僕が働き出してから見る分に、手抜きをして働かない人はいないと思います。当然今のような体制で、すべての人が昔から働いていれば、このような問題は起きていないと思います。問題というのは、出た段階で対応に追われますが、事前のリスクマネジメントができていればよりよいと思います。僕自身、目の前にいるお客様を大切に対応するようにしましたし、それが当然ではありますが、今後も継続していくことでイメージは変わってくると思います。どうしても、世間のイメージは固定化され、マイナスからスタートになりますが、電話窓口にしても一つ一つを丁寧に説明していくことが重要で、今後も含めてこれまでどおり保つことが必要だと思います。 問題点については、やはり学習の場をつくり、情報を共有していくことが必要だと思います、時間が少なくとも、そういった場ができていないのが反省点だと思います。
7930	本庁	その他(本庁)	なし	可能な限り人員を増員して、年金記録の確認作業、年金額の訂正支払業務に引き続き取り組み、確認から支払までを迅速に行えるように取組んでいくしかないと考えます。	数十年前からの業務の積み重ねで起こった問題であり、全て解決するためには相当な期間を要する問題だと認識している。 基礎年金番号に統合されていない手帳番号があるということは知っていたが、死亡者や脱退手当金支給済みの番号がほとんどであると聞いていたため、このような問題になるとは考えていなかった。そのため新聞、TV等で報道された時初めて大きな問題であることを知った。	問題発生時には社会保険事務所に在籍していたため窓口対応や電話対応で相談者の主張をよく聞いて、記録があるかもしれないということを前提に丁寧に対応するよう心懸けた。 反省点としては、基礎年金番号に統合されていない手帳番号があるということを知りながら、それらについて分析、調査を行わずに放置していたことが挙げられる。裁定請求時に確認して統合すれば問題はない、という考え方が多くの社保職員の考え方として浸透していたことが、上記のような調査を行わなかった原因だと思う。
7931	本庁	社会保険事務所長	一般的以外はわかりません	人員的増加による調査時間への対応	問題を明確に捉え認識できたのは、新聞等の報道です	現場(社会保険事務所)での窓口対応をいたしましたが、対応時間を要する問題と来客数の多さで、困難を極めました。 あと、年金特別便発送に対して、本人への郵便未着も大きな問題と感じていました(かなりの件数と思われる)。
7932	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません	現時点では地道に紙台帳の全件照合をしていくしかないと考えます。	平成19年4月～6月頃のメディアで知ったと思います。 国民の一生を支える記録を管理すべき国の機関として、職員一丸となって、必ず解決しなければいけない問題であると思っています。	とにかく窓口や電話では、相手の立場に立って懇切丁寧な対応を心掛け、報道等で不安な気持ちを少しでも和らげれればいいと思って対応してました。また、記録調査でも時間を惜しまず、きめ細かく調査を行っていました。 職員全員ではないでしょうが、その場がうまくいけばいいという意識からくる、あまりにも先のことを考えていないようなその場限りの対応をとってきてた面があるのではないか、そういったことが積み重なって今の現状となっているのではないか、という気がします。この仕事には国民(被保険者)の一生を預かっているともいえるという意識をもって対応(仕事)をしていれば、このような問題は起きなかったと思います。
7933	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません	一日も早く国民の皆様からの信頼を取り戻すため、特別便送付により 照会があった全件について、適正な処理を進め未統合となっている年金 記録の解明を図る。	国民一人一人にとって大切な年金記録の管理と保持に、多くの不備があったこと、また本人からの申し立てにより、不明な記録を裁定時に突合する方法をとっていたこと等により、5000万件もの未統合記録がそのままになっていた。 そしてそのことが明らかにされていなかったことが問題であったと認識している。 年金記録問題として発覚して初めて、存在を知った。	現在、記録の調査業務に携わる者として、これまでの年金業務に関する 知識や経験を生かし、精一杯業務に取り組んでいる。 反省点としては、膨大な年金記録の管理と保持について、正しいデータベースの整備がされていなかったこ、年金記録の整備についての業務フロー等がマニュアル化されてなく、作業の効率化が図れなかった点が挙げられる。
7934	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	現状の照会回答終了に向けて精一杯。一段落してから考えたい	基礎年金番号導入後、国民年金適用事務のとき 年金請求の際、番号統合になっていない方によく聞き取りとり必要であると考えていた	被保険者が区に取得手続きの際、厚生年金番号を提示していない時があり、年金請求時もしくは、社保問い合わせ時等によく聞き取りをして統合を促しました 社保の説明、PRとあわせて、被保険者自身の自覚も必要であり、若い方に関心をもってもらえるようにすることとも反省点の一つ。
7935	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し。	とにかく一刻も早く年金記録問題に全力を傾けないといけないと思う。 回答書等に基づき、迅速に処理し少しでも早く正しい年金額をお支払しないといけない。 ただ、今後解明できていない分についてはこれ以上国民の皆様に負担をかけることはできないので、政治判断により緩和など考えてていかないといけないと思う。	年金記録問題が発覚し実際に件数等報道されたことにより、このような問題を認識した。 年金業務に携わるものとして、このような問題が起こったことについては、国民の信頼を失ったと認識した。この年金を生活の糧にし暮らしている方も居られるので誤った年金額で支給していたことになる。 とりわけ、受給資格を満たすことができず無年金になっている方も居られるのではないかと思い	一刻も早く処理するのが先決であることから、通常業務も行いつつ時間外や休日などに対応した。 基礎年金番号導入時に複数の手帳を所持されている方に手帳番号の申し出等行っていたり、年金請求時に整理されるだろう認識していたのでは。基礎年金番号導入時にもっと対応すべきで
7936	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		人員を増やす。	早急に解決し、年金に関する信頼を回復すべきだと認識していた。 国民年金保険料免除に関する問題が出てきたころだと思います。	保険料の納付率向上ばかりを気にしていたことが、このような事態を招いたのだと思います。
7937	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	未統合の記録については、各々の記録を早急に整備することが必要であると考えます。	基礎年金番号に登録されていない手帳番号については、年金請求時に全て、統合されると思っていました。また、オンライン収録されていない記録があったものについても、こんなにたくさんの未収録記録があったなんて思いもしなかったです。 問題を意識するようになったのは、大きくマスコミ等で取り上げられた頃だったと思います。	特に個人として対応しようとはしませんでした。 事務所職員に対し、これだけの未収録記録があったことについて、周知されていなかったこと、また、平成9年の基礎年金番号導入時に、記録問題の取り組みができていれば、もっと多くの記録判明に結びついたと思われます。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7938	地方庁	その他（社会保険事務所）	ありません。	これまでに起こった問題については、一人ひとりの記録について地道に精査を行うしかないと思いますが、例えば標準報酬の問題でいえば決定通知書等を事業主に対して行うとともに各被保険者本人にも通知できるような帳票に変更した方が良いと思います。	旧台帳からオンライン記録への移行時にきちんと行っていなかったり、そもそも旧台帳の時代の時も被保険者記録をきちんと記載されていなかったりと過去の職員の怠慢による問題だと認識していました。（平成9年から導入された基礎年金番号への統合時には在籍していましたが、当時は出来る限り統合処理を進め、疑義複後の調査にも力を入れておりましたが、全国的な被保険者への周知が弱かったように思います。ただ、年金請求時に再度職歴確認を行うから･･･という空気は確かにあったように思います。） 統合すれば年金につながる記録が沢山あるにもかかわらず、そのままになってしまっているという問題を知ったのはマスコミ報道があってからです。	一人ひとりの年金権を守ることが自分の使命と考え、親切・迅速・丁寧な対応を心がけるようにしています。 （問題の反省点） ・システム上の不具合 ・一人について幾つも手帳番号を払い出しを安易に行っていた経過 ・基礎年金番号導入が遅れた ・氏名（フリガナ）・生年月日・住所の確実な転記が行われていなかった ・問題意識を後の世代任せにしている
7939	地方庁	その他（社会保険事務所）		名寄せの精度を上げ照会を行うと共に、機会を捉えて、確認を繰り返すことしかないのでは？	10数年前の年金給付課在籍中、厚生年金被保険者期間照会業務を上司が行っているのを見て、漠然と整備されていない記録が多数あることを知った。19年になり、浮いた記録の数を知り、短期間でゼロにするのは、途方もない難問だと思った。	社会問題化し、早期に解決することが望ましいが、間違った記録の統合は決してあってはならないことなので、早くより、慎重に行わなければならないと思う。48件の誤りも、慎重な対応で防げたと思う。早く解決することより、100%の確実な統合を行うようにしなければならないと思う。
7940	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じていません。	被保険者記録に係る管理業務等に携わったことがない中での回答になりますが、全被保険者に対する年金定期便の送付、年金受給者に対する受給の前提となっている記録を送付することにより、ご本人に必ず確認していただくことによる方法が未統合記録の解消方法のひとつだと思います。	平成19年に5000万件の未統合記録問題が判明しましたが、それ以前においては、未統合記録があったとしてもご自身の記録は最終的に年金の裁定を行う際、複数の手帳記号番号を整理統合し正しい記録に基づき年金受給がなされるものと考えていました。 年金記録の遡及訂正事業については、国会で取り上げられたときに把握しました。	被保険者記録を扱う者の入力事務等の手続き業務において、複数の者の確認がなされるような体制が十分ではなかったと思います。個人情報を扱う者の心構え、道徳心が麻痺していたため、このような問題が起こったと理解しています。
7941	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	至急、国年分を含めた紙台帳とオンライン記録の突合作業を行い、先ずは、社保の非（事務処理誤り）を全面的に認めた形で、記録漏れ者に対しての対応策を講じるべき。先手を取った積極的な行動をとることで、相手の反応（届出等回答）を得ることができると思う。	社保だけでなく、行政全体の問題であり、早急に解決しなければならない。解決することが、年金制度の信頼回復につながる一番の特効薬だと思う。また、信頼を得ないことには、強制徴収だけでは、国年の現年度収納率80パーセントという目標をクリアすることは困難。	日常業務プラス記録問題の対応は、現実問題として、非常に厳しいものがあります。国年課の場合、被保険者の大半の方から、記録問題についての照会を受け、その電話対応に追われ、苦慮しているのが実状です。特別便や定期便は本人が記録確認をするうえで、非常に効果的な情報提供の手段と思いますが、被保険者の方達が、記録を見ただけで、スンナリと回答が書けるような表現方法、また、制度説明等組み込んだ情報提供が出来てないと思います。また、これは、自身の電話照会対応時にも言えることですが、照会者の話し方から年金制度の理解度を察知し、そのレベルに応じた対応が完全に出来てなかったと思います。今後は、前記の件に留意して、対
7942	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にございません。		公的年金は、国民の皆様の将来の生活保障として重要なものであり、早期解決を図るべき重大案件として認識していました。 この問題の存在を知ったのは、平成19年頃でした。	
7943	地方庁	その他（社会保険事務所）				
7944	地方庁	その他（社会保険事務局）	特にありません。	現時点で、登録されていない記録は本人又は遺族が動めたこと自体を忘れている可能性があると思われますので、適用事業所リスト（会社名、適用年月等）を作成、公表し、これらの会社に以前勤めた記憶がないか確認していただく。公表できることは公表し本人確認していただくよう常に呼びかけを行う。又こちらから連絡できることは連絡をする。	最初、問題に気づいたときは、年金相談室に在籍している時に、名前の入っていない記録等不備の記録が多いことに驚きました。	記録に不備があることを前提に、wmで確認できなくても一概に記録がないとはお答えせず、後日、台帳等を調べた上でお答えするようにしていました。年金請求時に調査をすることが多かったのでもっと早い時期に確認していただける体制をとってこなかったことが反省点だと思います。
7945	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			これまで様々な施策をしてきたにもかかわらず、非常にたくさんの方々が対象となっており、非常に残念なことと認識。新聞等で報道されてから。	今の立場でできることを行おうとした。 地道な作業をキチンと行わなかった、職員、体制の問題があると思われる。
7946	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。		電話相談及び来訪相談者に対しては、番号が違えば別人としての管理になることを説明し、記録の統合を説明してきた。 記録に関しては、採用時（昭和50年頃）から先輩に教わっていた。	電話照会に対しては、お詫びに併せ、記録の統合（特別便の投函等）をお願いした。 反省点としては、基礎年金番号への統合等を少しずつ行っていたにもかかわらず、国会での質問から大きな問題に発展してしまった。最初にきちんと説明していれば国民の対応も違っていたのではないかと思う。
7947	地方庁	その他（社会保険事務局）	被保険者名簿の劣化のため確認できない年金記録が存在する。 喪失日などの不備記録が存在する。	被保険者から大量に記録確認申し立てや再裁定申出があり、処理が遅れるほど年金行政に対する不満がつのるため、まずは人海戦術により対応していくしかないと思います。 記録が未登録であったり、氏名が記載されていないなど不備記録を早急に整備する必要があります。 本人の記録であると判断することは職員であっても難しく、賞金職員の指導や2次チェックなど多岐にわたる業務内容から、記録整備担当として専任職員の人員も必要です。	氏名検索を行えば、同一人物の可能性のある手帳番号が複数個が抽出さるので未統合の可能性のある記録について認識していました。 会社の頭文字や業種などにより本人の記憶をよびさます努力はしてきましたが、本人から記憶にないことや、退職や転居したため本人への確認ができない場合には、他人の記録を誤って統合する危険性も考慮すると、再申し立が可能であることから、未統合のまま残ることについては大きな問題とは認識はしていませんsでした。 基礎年金番号への年金手帳番号の未統合問題については、平成9年から認識していましたが、一斉に解決できる問題ではないとも思っていましたため、当初は問題と認識していませんでした。しかしながら、不備記録の問題や旧台帳の状態など今回に初めて知ったことも多く、改めて問題が多いことを認識しました。	窓口対応や調査業務など支援を積極的に行いました。
7948	地方庁	その他（社会保険事務所）	特にありません。		基礎年金番号導入時に統合しなければならない未登録手番をどのようにすべて統合していくのかと考えていましたが、近年年金問題が大きくとりあげられまだ未登録手番がたくさん存在していたことに驚きました。 全体で名寄せ作業が始まる前頃だと思います。	機械化時に紙台帳をきちんとWMへ全部移せずにそのままにしてきたのが反省点（原因）と思われます。
7949	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			途方もない件数であり、職員全員で問題解決に当たらないと、解決できない問題と認識していました。お客様の記録を調査している際に、氏名の収録されていない記録をたまに見つけることはありましたが、これほどの件数とは新聞報道等で初めて知りました。	年金記録問題を最後先とし、例えば窓口対応では、お客様の話から少しでも記録判明につながるような事がないか、少しでも聞きだせることがないかお客様の立場に立って対応しました。
7950	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし		基礎年金番号導入後の本人への通知方法が分かりにくかったため、未統合の手番が多く残った。しかし、年金請求時に記録確認を行い統合するため未統合の手番はないものと思っていた。今回、問題発生後の事務処理を行ったことにより以前の進達・記録管理の不徹底があったことを知りました。	来客者への未統合記録の説明及び記録不明者の記録照会について出来る限りの対応を行うように努めました。 本人への通知（特別便・名寄せ等通知）を、一斉に出したため、混乱をまねいた。また、窓口対応についても、お客様が多く十分な説明が出来ていないケースが見受けられた。 国民の皆様への広報が不十分（制度の説明等）であった。 記録管理の不十分さが原因となっているため、記録の入力、確認の徹底を図る必要がある。
7951	本庁	地方社会保険事務局				
7952	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
7953	地方庁	その他（社会保険事務局）	知りません。	今まで通り地道にやっていくのが一番だと思います。	国の機関なので年金の記録がもれていることはないと思っていました。年金特別便が発送されることが決まってから問題があることを知りました。	上司に教えをこいながら、特別便の窓口で対応しました。 市町村に業務を頼りきりにしていたから問題が起きたのではないかと思います。
7954	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	世間のみなさんが認めてくれる程度の精査ができれば、解決。	年金記録問題は、職員の個人情報に対する認識の低さが問題であって、年金記録の整備云々が問題ではない。。	絶対、整備しなくてはならないが、過去の紙台帳の歴史とコンピュータの進化の状況を、国民が理解できれば問題にはならない
7955	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	わかりません。	国民年金の市町村保有していたデータ（紙媒体）と社会保険庁データとの突合わせが済んでいない。時間と人が必要だがやり遂げなければならないと考えている。	お客様の大切な年金データに対する認識の欠如から起きた問題で、記録管理よりも徴収率・収納率ありきから発生した問題も大きいと感じた。 平成18年頃だったと思う。	法令、マニュアルに則った業務を行うこと。たとえお客様の利便にそった業務と思っても、法令マニュアルにそぐわない仕事は決して行ってはいけない事を上司・同僚・部下と話し合った。 「お客様第一」の精神が全くといっていいほど無い職場だったと思う。
7956	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	①年金額が減額になる年金番号の統合処理が行われない問題 ②遡りで報酬を訂正したり、最低等級まで報酬の訂正が行われていたのは事業主が多く、標準報酬月額の改定を訂正した結果追徴される保険料額を増加分の年金額で支払っても20年以上の受給期間がなければ元が取れないケースもあり、正しい年金記録の訂正申請が行われない問題 ③以前算定基礎届の受付会場で実際とは違う賃金台帳の提示を事業主から受けたことがあったが、税理士からの指示と聞き直られました。後日訂正の届出をさせたが今後郵送受付等の対応になると不正な届出が増大する問題	①公平性の原則から年金額が増える場合も減る場合もすべて年金番号は統合すべきであるが、説明した結果本人が統合を拒否した場合はやむ得ない ②厚生年金保険法75条と「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」の主旨から自己の報酬や保険料を知りうる事業主もしくは会計担当者等はその他の一般従業員と分けて保証対象から除外すべきと考えます ③社会保障番号や納税者番号制度等の統一的なデータ管理が必要と考えます。また、個々人が自己の状況について簡易に照会出来るシステムの構築も必要で、今後の年金定期便等の情報提供に期待したい。	①国民年金の記録については工事現場のように国が設計し、都道府県が運営主体（保険者）で実際の業務は市町村に丸投げし、さらに市町村で納税組織等に孫受けに出して仕事を任していた構造的な問題があると考えていました。（市町村職員から県の仕事をやらされているという意識が言動から感じられ、実際にある市役所から窓口一つ空けるから県の人が出張して受付してくれと要望されたこともありました） ②年金手帳を14冊持っている人がいまして、理由を聞くと前職を知られたくないとのことでした。年金記録は個人のプライバシー保護の問題でもあると考えまして、情報が他人に知られないような体制と信頼が必要と認識しました。 ③税金は掛けがなければ非課税だが厚生年金保険料は赤字でも払えと請求がくると事業主がら言われたことがありました。また、過去にマスコミで社会保険倒産などという造語がつくられた時もありました。報酬の改定問題は景気変動に影響受けやすい中小企業を主に相手にしていた社会保険にとって今後も起こりうる問題という印象があります。（機準報酬を基礎とする（そこから負担保険料が決められる）現行の制度では景気後退時に対応出来なくなります） 支払った保険料を基準にして将来の給付水準（給付金額）を提示し個人である程度保険料が決められる制度になるようポイント制の議論も含めて今後に期待します。	①国民年金課にいたころ、ある市から保有している年金記録の台帳を破棄したいと何度か要請があった。別に倉庫を借りて膨大な量の台帳を保管している。保管料も馬鹿にならないとの主張でした。 国民年金市町村事務処理準則より完結の日から3年間は保管しておくように指導した。完結の日とは国民年金の裁定決定した日と指示していたはずだが、自分が移動した後、台帳の破棄が行われてしまった。残念です。 ②年金のデータについて一般の人が閲覧できるインターネットではなく、逆に我々のパソコンからは一般のインターネットサイトは繋がっていない旨説明。情報管理には万全をきたしているとお客さまには説明してきました。年金手帳の職歴欄は備忘録なので希望があれば記載しないよう事業所担当者に相談するよう話し、現在の記録をすべて打ち出して渡したが、番号の統合は拒否されました。説得できなかったのが反省点です。 ③個人的に徴収課の経験がないが、ぎりぎりの経営を強いられている中小企業主に対し身の丈のあった経営をなどと言ってきましたが、現実は厳しいと思います。日々窓口での書類の受付時や算定基礎届の受付等でもう少し年金給付の話とかして支払意欲を促せればよかったと反省しています。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7957	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	現時点においては、今考えられている解決方法のほかに特別考え付きません。	受給者の生活に直接かかわる問題。国会等で取り上げられるようになった頃知りました。	1. 適用の時点で、同一人物が複数のコードを持つことの影響について検討が不足していた。 2. 年金記録問題については、制度発足後の一定期間の国民の記録システムについては、手作業による記録が主な対象となっているが、制度発足後定期的に(記録管理上の)メンテナンス機能が働いていれば、まだ(受給機関となる数十年後に噴出する)影響は少なかったのではないかと思われ る。 3. 制度改正及び改ざん等のデータ修正による不具合については、システム設計である程度予
7958	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	この問題を後々まで残さないよう慎重に確認、対応すべき。そのために必要な人員を確保し、システムも改善する必要がある。	統合帳からオンライン化された際の記録移行の不備や、基礎年金番号導入後、従来の手帳記号番号を基礎年金番号に統合する処理が遅れていたこと等により、年金記録に漏れや誤りが生じている問題であると認識。 知ったのは平成13年頃、年金給付課に配属され裁定事務を担当した頃。	裁定請求書等審査時には疑重複確認を徹底した。古い記録については番号払い出し簿の確認や台帳での記録確認等を行った。 反省点 オンライン化の際:氏名や生年月日が正確に入力されていない。チェック体制が悪かったのでは。加入者が年金手帳を紛失する可能性をもっと考えるべきだったと思う。 基礎番導入後:疑重複確認、過去記録の確認等送付されていたが、文書がわかりづらい、送りっぱなしなど、記録統合を早急に進めるような対策がなされていなかった。 全体として、年金制度に関して国民の皆様に対する広報が不足していたことも問題が大きくなった原因になっていると思う。
7959	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	承知しておりません		基礎年金番号に統合されていない年金記録が存在することは承知していたところですが、年金請求時にお申し出により統合されているとの認識であったため、特に問題意識は持たなかったところであり、また、給付関係業務に直接携わった経験がなかったことから、氏名収録されていない記録等のように不完全な記録、システムに収録されていない記録があった事は承知しておらず、報道にふれ初めて問題として認識したところです。	今回の年金記録問題の対応に当たり、所長として事務所職員の指揮をとり、また、相談窓口で直接お客様からの相談を担当する中で、それまでの年金請求時に十分聞き取れず統合されていない記録、ご本人の記憶から漏れていた記録が目の前で次々と判明し愕然としたところです。 このような事になった原因ですが、申請主義・情報保護とは言いながら、ご本人の申出と記録が完全に一致しない場合に、誤って別人記録を統合することをおそれるあまり、組織として、記録の情報を一切提供することなかった事が、ご本人の記憶を呼び起こせず、未統合記録が多数残ることとなった原因であり、請求時における相談技術の重要性、また、定期的に記録確認をしていただく重要性を認識しました。
7960	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知っていることはありません。	知らないため特になし。	年金記録問題は、非常に重要な問題と認識しています。記録が統合されておらず、国民が不利益を被るならば、きちっと整理すべきと考えています。年金記録問題が存在することを知ったのは、マスコミが騒ぎ出した平成18年頃と思います。	国民の立場に立った対応をしたいと考えました。従来、年金記録は本人から会社名等の申し立てがなければ、こちらから会社名等を知らせて本人の記録か確認する行為ができなかったことに問題があったと思う。転職を繰り返している方は、過去の履歴を忘れている方も多いことから、もっと色々な情報を知らせて本人へ記録を確認しても良かったと思います。
7961	地方庁	その他(社会保険事務局)	特段なし	過去に起こした問題であるため、今後、時間をかけて、名簿等とオンライン上の加入記録と突き合わせをするしかないと考える。 もちろん体制の構築と時間をかけるべきと考えます。	社会的な問題と認識しておりました。 平成19年5月頃かと考えます。	できる限り、記録照会をされた方に対して、記録がもれていないかどうか、 様々な方法で調査をすること。 基本的に各県においての名簿(個票、名簿方式)の管理方法は仕方ないが、記載方法などのルールを本庁において統一的に決めていないのが問題だと認識しております。
7962	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	問題が大きすぎてわかりません。	未統合の手番が、たくさんあることは知っていましたが、年金請求時にある程度統合されていると思っておりました。おおきな問題と認識したのは、マスコミ報道されはじめた頃です。	来所されるお客様に対し、問題となった項目について再度確認するとともに、説明し、安心してくださるよう心がけました。この記録問題は、オンラインシステム導入時から、懸念されていたことだと思われますが、もっと早く対処すべきだったと思われます。
7963	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	年金記録のWMと台帳の突合。被保険者・受給者の現住所の確認。	国民年金・厚生年金・共済年金等、別々の制度を平成9年に加入している年金で基礎年金番号を付番しているので宙に浮くのはやむを得ない。基礎年金番号導入時の統合処理の進め方に問題があると思う。平成13年ごろ年金給付課に在籍のとき。	年金相談のとき旧姓・空いている期間の確認を行って書類を預かるようにしていた。年金得別便を送る前に台帳・所在の確認を行うべきであったと思う。
7964	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	年金記録問題について、ご本人に記録の確認を郵送だけでなく、可能であれば電話連絡や訪問等にて1件1件地道に確認していくしかないと考えられます。	平成9年1月以降の基礎年金番号の導入に伴うその他の制度の年金手帳記号番号(手番)の統合もれ、平成8年12月以前であれば、国民年金の納付記録のもれ、年金手帳記号番号(手番)の統合もれ(年金受給までに複数の番号を持っているため)などが主な問題と考えられます。平成9年1月以降の基礎年金番号の導入に伴うその他の制度の年金手帳記号番号の統合もれについては、基礎年金番号の導入以降に年金手帳記号番号(手番)の確認のための通知を基礎年金番号の通知と同時にしていましたので、ご本人がその他の制度の年金手帳記号番号(手番)を回答票に記載して業務センターに送付していただいているものと考えていましたので、年金記録問題として世間に公表されるまでは、わかりませんでした。平成8年12月以前の国民年金の納付記録のもれ、年金手帳記号番号(手番)の統合もれについても、年金の裁定請求時に確認されるものと考えていましたので、年金記録問題として世間に公表されるまでは、わかりませ	ねんきん特別便について、窓口受付を行ったとき、ご結婚前の旧姓の時代も含めて詳しく過去の勤務履歴や納付状況などを聞き取りして、氏名索引を行い、オンライン上の記録があれば、確認を行っていました。もし、オンライン上で確認がとれない場合は、期間照会として、回答票に詳細を記載していただき、調査をかけていました。昭和61年3月以前は、年金制度がそれぞれ分かれていて、年金の支給も別々でしたが、最初から制度ごとに番号を分けずに、1人に1つの番号で統一されていれば、よかったのではないかと考えられます。また、現在は、オンライン化しておりますが、その前は、紙台帳の時期でしたので、再就職する度に年金手帳記号番号(手番)を作成してしまう事例、ご結婚前後で別々の年金手帳記号番号(手番)を作成してしまう事例など、ご本人でも忘れてしまうと、わからなくなるような状況を結果的に作り出してしまっていることが今回の問題の反省点と考えられます。
7965	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	やはり人海戦術しかないと思います。 人員、特に過去からの記録管理の状況を知っているベテラン職員やOB職員による集中的な作業を行い、お一人お一人の記録を確実に正しいものにしていくことが必要だと思います。	基礎年金番号に未統合の記録があることは知っていましたが、特に問題と言う意識はありませんでした。 「宙に浮いた5000万件の記録」が報道された平成18年です。	年金請求時にご本人から記録は確認され、また確認されたことによって、記録は正常という意識があり、このような記録漏れ、記録未統合等を問題と認識できなかったことは、国民の皆様の立場に立った業務意識が自分自身に備わっていなかったためではないかと思います。
7966	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			記録は最終的には裁定時に、お客様本人と確認すべきものと認識しておりました。 一人に対して複数の年番を持っている事があるのは、H15年に社会保険事務所へ出向した際に初めて知りました。	適用課に在籍していましたので、資格取得時に、他手番の有無を確認し、統合するようにしてました。 最終的には、裁定時に確認すれば良いとの認識があったため、記録の空白期間があったとしても、特段気にしておりませんでした。
7967	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特段ないかと思われます。	手作業に頼る処理を機械化に移行しておりますが、 書類の送達方法を含めて、人の手に頼らない体制を推進していくしかないと思われます。 慢性的に人不足な状況は改善が難しい状況ですので 人の目に頼らないシステム、効率的に処理する環境を整えるのが 先決だと思っています。	社会保険庁の存在を疑わせる問題と捉えていました。 年金記録問題は社会保険事務所に在籍していた時代に 窓口対応をしいた関係もあり、強く認識し始めました。 問題を先送りにしてきた結果が、表面化したので 解決は長期化せざるをえないと考えていましたが、 再裁定の担当に異動した際は、処理件数という側面から 一件でも減らして、早急に沈静化せざるを得ない問題と 意識が変化しています。	処理件数の側面から作業のマニュアル化が効率化を図って対応しました。 一職員としては家族を犠牲にしても対応してきたと思っています。 職員間で問題意識が統一されていない点が反省点ではないかと思われます。 特定の職員に負担がかかって、その者だけが通常業務以外に 対応せざるを得なく、結果として休日出勤や残業について増えていましたが 組織として解決する雰囲気も希薄だったかと思われます。
7968	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じ上げません。	年金記録問題を早急に解決するつもりであれば増員以外ありえません。 (処分されたとかそういう問題は別として経験者を活用しなければ早期解決はありません。)	制度が複雑であり、基礎年金番号が導入されたとき国(政府)として今の年金記録問題のように取り上げれば少なくとも今のような問題にはならなかったはずと思います。また、制度自体が申請主義であり当時の判断が間違っていた訳ではなくできる範囲の中での結果でしかなかったと思います。	一職員は対応できる問題ではないので、こういう調査をするのであれば過去の問題(政府が対応しなかった。対応できる制度でなかった状況でなかった)を明らかにし、世論がどうのこうのではなく今最大限に活用できる(処分者も含む)道を一人の大臣の考えではなく政府として考えを出すできと思います。(たとえ世論が反対したとしても当時の状況は隠さずだすべきであり早期解決の道を示すべきと思います。) 一月に機構として気持ちを入れ替えしてがんばろうとしている職員の士気も低下しています。過去に振り返るのは大切かもしれないけど当時の状況も明らかにせず世論に流されるのはどうかと思います。 どうか正しい決断を政府として出すべきであり、この調査がこの忙しい時期にやる意味を出すよ
7969	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	かなりの問題が、知られているため、特に思いつきません。	年金記録問題で解決するため努力されています。	世間で言われている、年金記録問題の印象として、宙に浮いた年金記録のことが大半と思われますが、この問題については、採用されたときから、ご本人の申出により行うことから、認識していました。 しかも、明らかに対応する職員のレベルによりご本人の申出期間発見はゆだねられていました。	自分の対応としては、細やかな調査を行いご本人の期待に答えてきました。 この問題は、明らかに年金手帳の発行の多発がまねいています。 現時点については、基礎年金番号制度により解消されてはいますが、完璧ではありません。 生まれたときに付番される住民票コード及び税や社会保障の全てが登録され、その番号が必需となる必要があります。 しかしながら、これについても現年金記録との突合が必要となり、同じことの繰り返しなので、これから20歳になるものからはじめ、長期スッパンで実施する必要があると思われる。
7970	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
7971	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	先ず確認できたもの全てコンピューター記録し情報が共有できる様にする変更訂正には制限が必要だが画面確認できるようにする」以前はその確認 機能が出来にくい状況だったので今にいたっているのではないかと思います	認識不足でしたが年金請求時には整理統合するので特に大きな障害となる事はないであろうという思いでした. ところが個人で複数の年金番号を所持したりしている等関心度が低い本当は役所任せで良いのかも知れませんが国が管理してくれているという言葉を聴く度少し違う様な不安な気持ちを抱いていました納付も請求されるからしている受給は先の話未納期間だから督促するという何処かで問題を先送りにしてきた様に思います身の回りに受給者が増えやっと自分の事として理解しようと思い始め時だったので一気に関心度があがり年金の将来とあってはならない不祥事とマスコミのおかしな取り上げ方が一斉に始まってしまったと思います本当であればもう少し時間を使い理解度を上げながら将来展望ができたならと今更ながら残念です	上記内容と重複

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7972	地方庁	その他（社会保険事務局）	特にありません	マンパワーに頼るしか思いつきません。	申請主義である年金請求であることに甘んじ、ご本人の記憶が薄れている過去の記録を徹底的に捜すよりも、請求時に確実に判明している記録で裁定し速やかに年金として受給していただくことのほうに癒があったと思います。 当然、ご本人がそれを希望し早く年金を手にしたいということによるものですが、記憶にない氏名検索でヒットしない手番記録はどうなるのだろう？と給付課時代（10年前）思っておりました。	基礎年金番号に整理する際、ご本人からの回答のみの統合で済まさず、 現在のような名寄せ・旧姓履歴等とくべつ便のように徹底的な本人記録の調査を国政として取り組むべきであったと考えます。 国民の年金に対する関心のなさは、年金を教育として取り組んでこなかった日本国の問題として個人は勿論反省すべきことばかりです。
7973	地方庁	その他（社会保険事務所）		資格照会の専門部署を拡大して、しらみつぶしに根気よくやるしかないのでは。早急に解決しなければならない問題とはわかっているが、期限などを設定すると安易な回答につながり、また同じ事の繰り返しになると思う。	こちらの事務処理、管理方法等に問題があったのは当然だが、被保険者側にも制度認識の不足など、双方の問題であると認識していた。	特別便の窓口対応時などに記録問題に対する謝罪をするとともに、相手にも制度の理解、認識をしていただけるよう必ず説明した。 反省点としては、単純に管理方法に問題があったとかんがえます。 （台帳の書式や、方法が統一されていなかったことなど）
7974	地方庁	その他（社会保険事務局）			個人の老後を支える年金についての問題のため非常に大きな問題と考え、社会保険庁として一刻も早く解決すべきと考えていました。 ただし年金記録問題は過去のずさんな職員作り上げたこと。なぜ平成16年採用の自分が尻ぬぐいをしなければならないのかという思いもありました。 問題を知ったのは新聞やテレビでの報道です。	行政から見れば大勢の中の1人のお客様ですが、お客様にとっては老後の支える大切なもの。窓口、電話の対応では、杓子定規の回答ではなく1人1人親身になって相談を受けるようこころがけました。 事務所での年金記録問題に対応する窓口の人員が不足していたと思います。 また、ねんきん特別便はお客様にとっては非常にわかりずらいものだったと思います。 窓口電話で何度も「こんなわからないものを送られても意味がない。無駄だ。」とお叱りを受けました。
7975	地方庁	その他（社会保険事務局）		県内の事務所間はもとより、隣接する他府県も含め、処理の進んでいるところが処理の遅れているところを、支援する。長妻大臣がもう既に発表されているように、第三者委員会に蓄積されたいくつかのパターンについては、第三者委員会での審査を省略できる案件とそうでないものとの区分けをおこない、どんどん事務所で記録の訂正をおこなえるように、基準の緩和を推し進める。	なぜ、このようなことになってしまったのか、その経緯について自分もよくは知らないが、個人の大切な記録を杜撰に扱ってきたことで多くの方々に迷惑を掛けてしまって申し訳ないし、早く解決しなければならない最優先の課題と思っていました。恥ずかしながら、長妻大臣によってクローズアップされたつい最近まで、多少は存在すると思いましたが、まさか5千万件までとは知りませんでした。	安部総理大臣が、「最後の一人まで」とか「一年で」とおしゃっておられましたが、あの時選挙対策のための説明ではなくて、努めて冷静にもっと問題の根深さ（本質）を見据えた説明をおこなえていれば、少しは結果が違っていたかもしれないですし、ねんきん特別便に関しても早く送るのが急務みたいな雰囲気の中（当時の野党に急かされたのもあるのでしょうが）第一便を発送してからレイアウトが良くない等見直しをおこなったりで、色々とゴチャゴチャしたのが、またマイナスイメージとなり国民感情を悪化させたと思います。
7976	地方庁	その他（社会保険事務所）	私は、これまでテレビ報道等で世間一般に知られることとなった問題以外について具体的に耳にしたり、直接現場に出くわしたことはありません。	問題がなぜ起こったのかを検証し、発生源となる業務手法や処理方法について個別に監視・規制をおこなっていくこととともに、職場の中でお互いに意識を共有し、困難な問題については職場全体で取り組むため、管理者だけでなく一般職員・アシスタント職員を含めた定例の会議や朝会を業務の一環として取り入れることが必要と考えます。	年金記録問題は、国民の生活（特に高齢者の方）にとって生活の保障となるべき最も重要な制度の信頼性に疑問を抱くこととなり、現在の実生活や将来に向けての不安を招き、国民誰しもが社会保険庁の今までのあり方だけでなく、年金制度自体への信用を失墜させることとなった問題だと認識しています。 私が採用を受けた時点で、年金記録の疑き見等いろいろな問題がとり立たされていましたが、現	年金記録問題は、国民お一人お一人の大切な年金記録を確認するという極めて重要な業務であり、先入観を持たずお一人お一人の話を聞き、問題点について一つ一つ解決していくこと心がけました。 問題記録解決に向けてさまざまな方策により、全力で取り組んできましたがある程度定型に当てはめて業務を行うことが必要となりますが、未処理案件の増加とともに解決に向けてのスピード
7977	地方庁	その他（社会保険事務所）	これまで世間一般に知られていないことで私が知っていることはありません	本人の記録の可能性の高いものについては、政治的な判断を行い、職権で統合を行うことができないか検討すべきである。 また、現時点では、年金記録が見つかってから年金額を改定するまでに時間がかかりすぎている。大幅に人員を増加させて一刻も早く解決させることが大切である。	私が年金記録問題を知ったのは、マスコミで報道がされた時に知りました。まさか「消えた年金」が本当にあるとは信じられませんでした。5000万件にも及ぶ記録が未統合であることを知り、社会保険事務所の過去の怠慢を痛感し、なんとか早期に解決していかなければならない問題と考えていました。	社会保険事務所の過去の怠慢でおこったこの問題を社会保険庁と全社会保険事務所で解決する為、全力で業務処理にあたってきました。 年金記録を本来の持ち主に戻してあげる必要があるが、記録が古すぎて本人が事業所名称を覚えていないことがあり、なかなか本来の持ち主を特定することが難しいケースがある。このことをもっと早い段階で整理をして、対処をすべきであったと思います。
7978	地方庁	その他（社会保険事務所）	なし		新規採用時（平成3年）の配属先が業務第一課（健保・厚年の適用）でしたが、資格取得届けに年金手帳の添付または手帳番号の記載が無ければ新規に付番して手帳を交付しておりました。もちろん、以前に厚生年金に加入している場合は番号（手帳）を持っているため、重複取消するように指導もしていました。しかし、事業所側でも認識が薄く、重複取消の届出は多くありませんでした。一人で複数の番号を持っているということは資格が細切れになっていることで記録の継続性から考えると危険であると感じていました。ただ、上司からは年金給付時に記録をきちんと確認してつなぎ合わせる作業をしているので大丈夫であると説明を受け、また、社会保険職員の常識となっていたと思います。他には、各種届書は事業主証明でよく、戸籍や住民票の添付を求めないので、氏名や生年月日が相違するケースも判明できませんでした。大企業は採用時に戸籍や住民票を提出させるかもしれませんが、中小企業は履歴書のみであり、特に年齢のさば読みはよくあるものでした。偽名等の悪意のある届出にも対応できないため、公的機関の発行する証明書として代用される場合のある健康保険証や年金手帳が本当に証明になるのか疑問を感	基礎年金番号制度になるのが遅すぎだと思います。昭和61年4月に基礎年金制度になっているのに平成9年1月まで対応できなかったこと、また、基礎年金番号制度になったのに、手番の統合作業が遅々として進まなかったことが5000万件の宙に浮いた年金の発生原因でもあり、解決をより困難なものにしてしまったと思います。統合作業には限界がありますので死亡者や無年金者を早期に特定させ、未統合の記録は一部を公開すれば解消に近づくと考えます。
7979	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		年金記録がどのような形で管理されてきたか、承知している人間が対応に当たらないと、なかなか解決は困難なものと思われます。 私は、現在直接年金記録の確認業務に携わっておりませんが、公務員生活を終えられ、第二の人生を忙しく過ごされていると思われますが、OBの方々にご協力をいただけ無いと難しいものと思われます。 なお、年金記録問題は、そもそも年金に対する不安が必要以上に問題を大きくしている部分もありますので、今後機構の職員として働くことが予定されている私としては、年金がよりよい商品（制度）となっていただくことを望むものです。 また、今後年金事業の運営を行っていく日本年金機構の職員一人ひとりがお客様の信頼に足る人間になっていくことが、必要と思われます。	お客様の大切な年金記録をきちんと管理できていなかった私共職員の手落ちと考えております。厚生年金の期間調査業務を経験したこともあり、昔の紙台帳を見る機会もありましたが、判別不能な文字で書かれていたりしておりました。 私も、厚生年金保険の被保険者原票を作成していた時期がありましたが、誤字や脱字が無かったか、人が読めるような字で記載していたか大変不安になりました。 また、基礎年金番号導入当時は年金給付課に在籍しており、番号の統合に大変苦慮した思いがあります。 長い時間をかけて統合されていくものと思っておりましたが、基礎年金番号導入時から年金記録の整備についてもっと努力していればと反省しております。	少しずつ記録が整備されていけばと思っておりましたが、少なくとも基礎年金番号導入時にもっと年金記録の整備について努力すべきであったのではと思いました。しかしながら、日日の業務に追われ、長い時間をかけて解決するものと安易に思っていたところがあり、大いに反省しております。 事務所が増えたり、職員が増えたり、組織が大きくなっていく中で、本来最も重要な年金記録の適正な管理がおろそかになってきてしまったような気がしております。 お客様が本当に望むものは何か、に応えられるよう業務を執行してまいりたいと思っています。
7980	地方庁、	その他（社会保険事務所）	カセット化された記録など、全被保険者の年金記録が画面に反映されていない。	①全記録のオンライン入力化による窓口相談での効率化。 ②年金制度の歴史についての、マスコミを利用した正しい知識の浸透化。 ③早期の年金教育	複雑な年金制度の弊害。 国民の年金制度への無関心。 年金記録の管理の仕方が手作業時代、不十分であった。 存在を知ったのは、さだかではありませんがだいぶ前です。	窓口で機械の記録より、本人の職歴を丁寧に聞き取り、事業所等確認し、記録統合する。 ひとつひとつつぶすしかありません。 問題解決には、システム改善の時期が遅すぎたと思います。 問題としてとりあげられる前に、どうにかできなかったのかと悔やまれます。 でも、これからでもやれるだけシステム改善を善処願います。 現場もがんばります。
7981	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	処理体制や環境のさらなる整備・強化 ・社会保険職場未経験者を雇用しても教育等に時間がかかり、また誤りも多くなってしまうため、社保OBを雇用する。 ・社保が保有する記録の全てを早急にオンラインに取り込み、各事務所のWMで調査が完了できるようにする。	統台帳の時代はそのとき使用している年金番号以外に番号があるかの確認が困難であったため、資格取得時に本人が年金の番号があると申し出ない限り、重複して番号を払い出してしまうことはある程度やむをえなかったと思われる。 また、基礎制度導入時に、基礎以外の手番を登録する作業を行ったが、本人からの申し出がなければわからなかったため、最終的には年金請求時に全ての記録を確認、統合するので問題はないとの考えが一般的であったと思う。 ただ、10年ほど前に年金給付課に在籍していたとき、年金相談対応時や裁定請求書審査時に、正しい名前（フリガナ）で氏名検索しても本人申立期間の記録が確認できず、まったく異なる読みでオンライン登録されているケースが散見され、確認に手間取ることがあった。	正しい名前（フリガナ）で氏名検索しても本人申立期間の記録が確認出来ない場合、過去の記録を調査する際には氏名の読みを色々変えたり、厚年の場合は事業所名称などから検索する、マイクロフィルムを調査するなどおこなっていた。 反省点としては、国年の紙台帳の全件をマイクロフィルム化するべきであった。 また、紙台帳の記録をコンピュータ入力する際の処理も、名前の読みを確認していないことなどがあげられると思う。
7982	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		期間照会等に対する迅速な回答を行い、再裁定となるような場合は、その受給者が一日も早く正しい年金を受け取れるように期間短縮に努め、正しい年金を受け取っていただくことにより、記録の訂正を実際してもらう。	余りにもずさんな記録管理で驚いたが、事務処理側だけの問題ではなく、申請する側にも問題はあると思う。はっきりと問題の存在を知ったのは平成19年5月頃と思う。	正しい記録への正しい給付を念頭に、一日も早い記録問題の解決に向け事務処理に当たったつもりだが、年金記録問題に対し、もう少し時間をかけ、じっくり考えて対策を練り、迅速に行動することが必要だったのではないかと思う。
7983	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません。	例えば、未統合記録の統合を考えても、ご本人の記録であることの確認には国民の皆様のご協力が不可欠であり、採りうる方策にも限界があると思います。このため、期限を設けて解決は困難であり、地道に努力を続けるしかないと考えます。	例えば、基礎年金番号以外の未統合の年金記録があることは、年金制度の歴史からみて、基礎年金導入前に複数の制度に加入した者などは、当然のことであり、導入時に通知の回答をしていない方などと考えていましたので、そのことを問題視されるといった認識はありませんでした。 問題視したのは年金記録問題について報道され始めた頃だったと思います。	例えば、未統合の記録の有無については、年金記録問題以前から年金相談時にお客様に窓口で直接確認し未統合記録の発見につとめておりましたが、未統合記録があること自体が年金記録問題であるとの指摘をうけるまで問題視していなかった点が反省点です。
7984	地方庁	その他（社会保険事務所）	わかりません	わかりません	年金記録が他手番に管理されていたり、一部収録されていなかったり、カセットという形で収録されてなかったり（画面では内容確認できない）、仮装全喪や月変など。 詳しくは報道されるようになってからですが、業務をするなかでなんとなく感じてはいたが、事の重大さには気づかなかった。	認識が甘かったのか、あまり対応をするという考えでの行動はなかった 職員、住民、行政、政治、全てにおいて、認識不足や誤解、時代背景などが重なり、どうにも出来なかったとはおもいますが、まずは、解決し、どこに（背景も含め）問題や原因があったのかを認識し、再発しないようなシステム・人員・予算・社会的な協力（理解）が必要と思います。
7985	地方庁	その他（社会保険事務所）	特にありません。		平成9年4月に事務所の健保・厚年の業務第二課に配属されました。当時、基礎年金番号が設定された時期で、資格取得を処理する際に疑重複番号（いわゆる手番）が多く存在することに驚きました。 これらの番号達は、基礎年金番号通知書と一緒にお送りしたこのほかに番号をお持ちの方は回答をしてくださいという「回答票」を、お客様が提出してくださることによって判明していくのだと思っておりました。また、年金請求時にも判明するだろうと思っておりました。	資格取得の処理の際は、疑重複番号があると本人のものであるか、そうでないか必ず確認しておりました。また、お客様から「回答票」を提出しないといけないのでしょうか？というお問い合わせがあると、回答いただくよう説明をしておりました。 しかし、回答の期限を過ぎている方からの問い合わせがあると、年金請求の時には判明した番号は統合しますから大丈夫ですよと答えておりましたが、今思えば本人が覚えているうちに来所を促し速やかに統合の手続きをしていただくようお願いをすれば良かったと反省をしております
7986	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			地方へ出向した際に名前の読み間違い等でそういったことはあるということは知っていましたが、ここまで大きな問題になるとは思いませんでした。	その当時では紙台帳などでも確認できなければ「勘違いでは？」としか申し上げることはできなかった、当時は国年保険料納付業務を国に引き上げた時で現場も混乱し、相談者一人一人に細かい対応ができなかったのが悔やまれます。
7987	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	国民へ年金記録問題について広報することは決して悪いことだとはおもいませんが、むやみに国民を煽り、正しく登録されている方を不安にさせ現場を混乱させている部分も多いように思います。 いろんな方面から該当者かも知れない方を抽出し文書を送るのはいいが、平行して進めることで同じ方に何度も文書がとどいたり、記録の訂正の必要ない方への説明に時間をさかれ、本来調査しなければいけない方々の調査に手がまわらない状況をもう少し理解いただき、一つ一つ確実に整理していくことを考える必要があると思う。ただ高齢の年金受給者に対しあまり時間を	以前(20年近く前)記録照会の業務についていた際、生年月日の相違や氏名の誤りからいくつもの年金手帳番号が払い出されている方を何人も拝見しましたが、ほとんどは女性の方で年齢を誤魔化して働いていたのが原因でした。名前や年齢を偽って就職する方がいる限りなかなか解消されない問題であると認識していました。	今は就職する際履歴書等提出することが固定化されている為、偽って就職することは困難になっていると思いますが、私が気づいた時期よりも以前の記録については確認の方法もなく、今回のように本人からの申し出でにより改めて調査する以外に昔の記録を探し出す方法はないものと思います。今後こういった方を作らない為にももっと判りやすい仕組みの制度を築いていくことが必要だと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
7988	地方庁	その他(社会保険事務局)		通常業務を行いながらの対応では、期間照会業務や再裁定業務の遅れにみられるようになかなか解決されないため、年金機構発足後は、事務所窓口段階から専門のスタッフを置き、記録問題のみに専門的に取り組むスタッフを組織すべき。(年金機構職員の中で行おうとすると、人員的に不可能と思われるため、窓口相談→期間照会→回答→再裁定→アフターフォローまでを専門的に行うスタッフを置くことにより早期解決に結びつくと思う。)	被保険者台帳の内容をオンライン化するにあたり、不完全なもの(氏名等の収録されていない厚年記録や国民年金の納付状況の切り替えもれ)があることは課用時点から知らされていたが、大きな問題とは認識しつつも具体的な解決方法を検討したことは無かった。 基礎年金番号導入時においても、複数の年金番号を保有する者についての対応を導入時からもっと行う必要があった。	常に通常業務を抱えながらの対応では限界があり、不十分な対応になっていたと思う。 反省点としては、 ①台帳記録からのオンライン切り替え時において事後フォローができていない②基礎年金番号導入時に手番統合を進めていなかった ③事務所で期間照会を行うにあたり、過去から現在までの経過等を熟知している職員が少なかった ④年金記録問題が表面化した時に、職場全体が混乱状態となり、対応が十分検討されないまま、次々と対策が指示されて対応しきれないまま今日に至ってしまった
7989	地方庁	社会保険事務所課長級以上	一人の人がいくつもの年金手帳番号を持っている経緯は、早く健康保険証を作成するために、年金手帳の提出を待たずに取得届を作成したり、大きな会社などで年金手帳番号を取得届に記入するのが面倒なため、空白のまま取得届を作成したことが原因のひとつであると思います。 過去の加入記録を調査するとき、職員によって、探し出せる人とできない人がいます。調査を依頼した担当者による違もあると思います。 今年11月くらいからは、全国の記録を調査できるシステムができ、他県の調査依頼も受け付けた事務所で行うようになりましたが、事業所名の変遷や略称などその地域の職員でないと判らないような事業があり、そのシステムで調査して不明であったとしても、事業所の所在地に直接依頼することで判明することもあるのではないかと思います。 第3号被保険者の中には、現在でも(配偶者が厚生年金の資格を喪失しているなどで)記録の補正が必要な方がいます。そのままにしておくと、本人宛に国民年金の納付書も発行されず、年金請求の際に期間不足であったなどということになりかねません。 庁でそのような対象者を把握し、対象者に通知するなど、何らかの措置が必要だと思います。	年金加入の際、現在は基礎年金番号を必ず記載するようにしていれば、ほとんど今のような問題は発生しないはずですが、いまだに基礎年金番号を2つお持ちの方は出てきます。 これは、職員が安易に疑重複があるにもかかわらず新規で番号を発行したり、取得届の際、氏名の読みや生年月日を間違えていたり、極端には偽名であったりしていることが原因であると思います。 職員の意識はもちろんのこと、国民一人ひとりの意識が低いために発生することであると思います。年金制度を含めた社会保障制度の教育を学校で行うことが必要だと思います。 記録を完全に管理するためには、出生したときに全ての人に社会保障カードを作成し、全ての医療保険及び年金制度の記録を生涯1枚で管理するなどの方法しかないと思います。	以前は裁定請求の際に氏名索引で本人のものと思われる年金手帳番号が見つかっているにもかかわらず統合していないのは、当時は庁から、本人が事業所名を言わない限り統合はしないように指示されていたためです。 裁定請求手続が、統合の最後のチャンスであるにもかかわらず、統合せずにいることは、今の「宙に浮いた年金」をその都度見過ごしていたことになります。 第3号制度が始まってから、特例届が行われた平成17年までの間、第3号の期間中に厚生年金の期間が見つかっても、第3号納付の期間が短縮されるため、その厚生年金は「本人の記録ではない」とすることで、3号納付の「記録を守るようなことをしていました。 特例届を受け付けていた期間に、その人たちが手続をしていた欲しいと思いました。	氏名索引で見つかった記録を統合するために、当時はできるだけヒントを出して、思い出してもらうしかなく苦慮たる思いでした。 現在は事業所名を示して思い出したもらうことができ、統合に結びつくことが多くなってきてはいますが、この方法がずっと以前からできていれば、本人の記憶も残っている、あるいは本人が生存しているうちに統合でき、早くから正当な年金を受給していただけたと思います。 第3号の取扱は、その時期により本人にとって何が一番いいのかが変わっていました。また、いまだに理解を得られず、第3号になれない人が第3号のままであったりしています。 個人の加入の意識を持っていただくために、月にいくらかでも負担してもらったほうが届出も行われるのではないかと思います。 以前から現在でも、中央におられる方々は、地方の事務所でお客様と接している職員の状況などは理解していただいていないのではないかと思います。これは管理部門のみならず業務センターの方も同様に感じます。 たとえば、今回再裁定を受け付けるにあたって、最終的に3ヶ月で支払う旨の説明を行うように指示がありました。場合によってはそれ以上かかるとのことですが、未支給分などは1年以上前の受付分もいまだに支払われていない状況もあると聞きます。簡単なものから処理していけば、難しいものはどんどん遅れていきます。ぜひ是正して欲しいと思います。
7990	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金請求時点で確認して整備するものと認識していました。他手番があることは、就職して健保/厚年適用業務を行っているときに知り、3年後資格照会の仕事に従事したときに具体的に知りました。	適用業務を行っていた時は、届書に添付された年金手帳で他手番」が確認できたものは、随時統合処理を行っておりました。資格照会を経験し年金給付の業務を行っていた時は、疑義がありそうなものについては、必ず本人に確認をしておりました。現時点でみた場合には、現在の特別便のように積極的に記録確認をすべきだったと思います。
7991	地方庁	その他(社会保険事務所)	1.オンライン記録に登録されていない記録(①紙台帳では年金番号が払い出されているが、WNで番号を入力しても名前等の基本記録が空白又はオールゼロで出力される記録、②年金番号を送信しても番号がWMに登録されていない)がいまだに残っており、消えた記録として騒がれている原因のひとつである。 2.被保険者が厚生年金の記録が正しいかどうかを判断する基準の一つ、事業所名称について、事業所整理記号をコンピューター化前の時代に同じ整理記号を別の事業所にも使用(例:㈱A商事7214-あいうS25.1.1～28.12.1までの適用。(有)A建設7214-あいうS32.2.1～36.10.1までの適用)しているので、事業所整理記号が正しい場合でも、記録便・WMでは違う会社名で表示がされたために、別人の記録が混ざってしまっている、もしくは自分が勤務した会社の記録を社会保険庁が消したと誤解をするケースもある。 3.昭和30年代頃までの厚生年金記録に事業所整理記号がオール0で入力されている為に、記録が正しいのかどうか本人も分からないケース(大正生まれの高齢者に勤務先を思い出してもらってから、WMで台帳記録を探すのは無理がある。)があるし、最悪の場合は本人が死亡しており、子供が照会に来ても会社名を知っている可能性はほとんどない。 4.厚生年金のオンライン記録について、現存ファイル以外の記録は記録訂正の事跡がWMに残らない上に、現存ファイルでも資格記録を全部取り消しした場合は、どこの社会保険事務所が記録を取り消ししたのかすら分からない。 5.国年・厚年・船員ともに、WM上に事跡記録を残せないので、たとえば10年前に相談に来所した方が、そのときには理解し、記録に納得していても、月日がたてば記憶も薄れるし、曲解して覚えているケース(①国民年金の保険料を事項ギリギリまで遡及納付して、『今の時点で納付できるところで残っている期間はない。』と回答したのを最初の期間からを全て納付したのだと思い込む場合がある。②国民年金の特別一時金支給のために納付記録が消えた方がそのことを忘れて、社会保険が勝手に納付記録を消したと思い込む場合がある。)もあるので、全制度共通のWM	1.初めにコンピューター化前の記録(会社名等)を全てWMに正しく登録してから、記録便を送付するべきです。(被保険者にとって二度手間、三度手間になるため) 2.全国の社会保険事務所でWM上で記録訂正及び相談の事跡を登録・確認できるようにするべきである。 お金はかかるが、これをきちんとしないと結局記録問題は解決しない。	年金の裁定請求のときに古い記録が正しくない場合があるのを知り、ここに書いた内容を記録問題が挙がる前に改善するべきで、要請もしたことがある。	年金の裁定請求のときに古い記録が正しくない場合があるのを知り、ここに書いた内容を記録問題が挙がる前に改善するべきで、要請もしたことがある。
7992	地方庁	その他(社会保険事務局)	採用されてから1年未満であり、かつ、年金にかかわる業務を行っていないためわかりません。	特に無し。	採用前はどれが本当の情報かがわからなかったので、とりあえずニュースでこんなことも言っていたなという程度の認識でした。 採用された当日の研修で年金記録問題についてを教えていただいた。 「消えた年金」と騒がれているところだったので、データが消えたのだとばかり思っていたが、実際は紙ベースで残っていることを知り、実際には統合されていない年金であるということも教えていただいた。 また、社会保険大学校の研修ではどのようにして未統合の年金記録ができているのか、どのようにして記録問題が起こったのかといったことも教えていただいた。	業務上特に何かができるわけではありませんでしたが、ニュース、回覧等から現在どのような問題がラインナップされているかということを常に認識しようとしています。 この問題は様々な時代背景が複雑にからみあっているため、一人一人が意識を高めて問題にとりくんでいくことが大切だと思います。
7993	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金相談・期間照会業務を経験した、現職・OBでプロジェクトチームを作り 集中して調査にあたる。(平常業務以外の定員で) 調査に関しては経験者(かつ地元)でないとあまり意味が無いと思います。	国民の皆様に年金に対する不信感を与えご迷惑をおかけして申し訳なかった と思います。 年金記録問題を知ったのは報道されてからです。	提出していただいた記録照会に対して1件でも多くの記録を見つけようと心がけました。制度発足当時、年金手帳は預金通帳と同じ感覚で自己管理すべきものとしてスタート思いますが、国が運営している以上国の責任において記録管理すべきだったと思います。
7994	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
7995	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思いあたりません。	紙台帳といわれる全ての情報を、まずはコンピュータに正しく登録することではないかと思います。また、国民年金制度については、払出簿のシステムがありますが、番号のできた日付がすぐわかるようになればと思います。	平成18年～19年頃ではないかと思います。当時は社会保険事務所での勤務ではありませんでしたので、ニュースなどで知り、とても驚きました。しかし、当時の認識では、年金の請求時に必ず記録の確認をしているときいておりましたので、「消えた年金」というよりも、基礎年金番号に登録されていない記録及び、お亡くなりになった方の記録が残ってしまっているだけだと思っていました。	問題の起こる前からですが、記録の照会についてはしっかりと聞き取りをし、名前の読み方を変えて索引をしてみたり、同僚の方のお名前、社長のお名前なども伺い、記録が見つかるようつとめてきました。コンピューターに正しく記録が入っていれば、ほとんどの記録が索引で見つかり、こんなことにはならなかったと思います。
7996	地方庁	その他(社会保険事務所)	設問に該当する問題点は把握していません。	年金機構設立後に設置される調査課により解決出来ると考えています。	裁定時に記録は全て統合されていると考えていたため、未統合記録の存在は重大な問題と認識しました。 また、知ったのは特別便対応をするようになってからです。	性別、年齢、名前の入力誤り等を視野に入れ、記録発見に努めました。 反省点としては、 行政による人為的ミス(オンライン移行時の入力誤り等)、届出者の届出誤り(事業所の届出内容相違等)、受給者本人の年金制度への無関心(金融機関、労務士へ手続き一任)といった複数の原因が考えられます。
7997	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし。	ある程度の「証拠なし」による認定もやむを得ない。 ただし、この問題が人的問題なのか、制度的問題なのかをしっかり切り分けないまま、その全てを人的問題として押し付けられていると考える。	在籍が実際の現場にいたか、ということであれば、直接接する機会がなかったので、地方の現場で頑張っている職員は大変気の毒だと思う。問題自体はマスコミを通じて知った。ただし、記録自体のずさんな管理は事実なので、批判を受けるのは当然と考える。	自分自身としては、誠実な対応の一点のみ。わかりにくい制度をわかりやすく、ユーザビリティも高める。職員も間違え、客も誤解する制度も見直さないと、現場が全て矛盾を背負い込むこととなるのではないかと考える。
7998	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	定期便の実施により記録の確認をしていただく。ご本人にも関心を持っていただき、ご協力をしていただかないことには正確な記録管理も成り立たないので、一部の報道による一方的な煽り方はやめていただき、ある程度被保険者の方にも年金制度の知識をもっていただかなくてはならないと思います。私選もお客様 の疑問にはきちんと答えられるよう知識をつけ、分かりやすい説明ができるように なり信頼していただく。	問題の存在は記録照会の業務があることで。問題と認識したのは騒がれてから。以前より疑問に思っていたことは、もっと前からWMに台帳記録を入れることはできなかったのかと思います。 記録照会では担当者の尺度によってどこまで調べたかが変わってしまうので、専門的なベテランが必要だと感じました。 ご本人や事業所の協力なくては正しい記録管理はできないので、義務であることをもっと前面に押し出してきちんと正しい届出をしていただくことや年金手帳は大切に保管していただくことを周知をすべきではなかったのかとも思います。	未統合記録が世間で騒がれ、記録照会で来所されたお客様が何冊か年金手帳をもってこられたとき、決して記録が消えたわけではなく未統合であるので 消えたことではないことを分かりやすく説明しました。また、手帳を紛失されたお客様にはお調べして回答させていただくようになるが、丁寧に聞き取りをすることが大切であると思います。 周知不足が大きいと思っています。平成9年の基礎年金番号導入時に、この度の騒ぎで国民が関心をもったように、当時、関心をもっていただくような周知ができれば違っていたのではないかと思います。平成9年以降、業務センターよりご本人と思われる手番を回答いただけるよう送っていたが、騒ぎが起こってから その未回答用紙を窓口に持ってこられるようなお客様もいたので、分かりやすく関心をもっていただける周知が必要と考えます。
7999	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	WMですべての記録を確認できるようにするべきである。カセットオープンするものは全部すればいいと思います。年金記録のお知らせ等で順次手番の確認をしていますが、事業所整理記号等が入力されておらず、台帳や旧台帳を取り寄せないと事業所名がわからないのでは手間かと思います。 統合されていない記録をWMで確認できるようにすべて整理してからもう一度ゆとりを持って確認作業をすればよいかと思います。	世間一般的に問題となった頃に知ったと思います。採用になって1年過ぎたところのため年金記録についてあまりよくわかっていなかったです。	当初はよくわかっていなかったですが、記録問題に携わっていくうちにお客様の一人でも多くの方の記録が見つかるように、また少しでも早く判明するようにと思いながら対応しました。 問題点は番号の払出しすぎだと思います。再加入するときに確認の徹底をするべきだったのでないでしょうか。 また台帳などが毀損する前にラミネート加工や画像処理をするべきだったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8000	地方庁	その他(社会保険事務所)	旧台帳に掲載されてある記録がカセットオープンされておらず、端末上氏名検索しても氏名が出てこない記録がまだまだ多く残っている。	まだカセットオープンされていない記録を地方事務所からオープン依頼がある、なしに関わらずカセットオープンを集中して処理する。	メディア等で大きく取り上げられる4，5年前に入庁した者ですが、取り上げられる以前から本人のものと思われる記録(手書)なのに生年月日が違っていたり、名前の読み方が違っているので本人の申し立てがないと統合できないという違和感は持っておりました。(本人が勤務した事業所を覚えていなかったりすればどうなるんだろう等)しかし、当時は年金を請求するときに追及するから大丈夫みたいな雰囲気があり、それほど問題にはしていなかったんだと思われます。また、現在のように庁ランで問題点や改善策を自由に投稿できる環境もなかったので、本庁にも現場の声が強く伝わらなかったと思います。	(8)のような思いがあったにしても、近くの職員に疑問を投げかけるだけで終わってしまった。事務局や本庁に伝えても制度上、システム上無駄かなと考えてしまうところがあった。もっと早くから職員ひとりひとりの意見を吸い上げるような環境を設定するべきだったと考えます。
8001	地方庁	その他(社会保険事務局)			平成17年頃、適用業務に従事した時に存在を知る。 ただし、年金請求時に記録を整備すればいいことだと思い、重大な問題とは考えていなかった。 年金記録問題は、後のことを考えていないずさんな管理によってもたらされた問題だと認識して	年金給付業務に携わり、相談窓口でできる記録の調査を徹底的におこなった。 反省点は、紙台帳、届出の保存を徹底することと考える。
8002	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	年金受給者の方について、できるだけ早く問題を解決する必要があると思われます。	基礎年金番号に年金手番の登録作業が行われていたのは、知っていましたが、未登録の年金手番が、どれくらあるかについては、知りませんでした。 国会において、宙に浮いた年金があることについて、議論されているときに、このような問題があることを知りました。	ねんきん特別便において、年金記録について、もれや間違いのないように、窓口で丁寧に話しをしました。 年金受給者の方について、できるだけ早く、問題を解決する必要があると思われます。
8003	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	●本人が過去に国民年金保険料を納付したと主張しているが、窓口装置に反映されておらず、証拠書類も無い場合→一定の救済基準を作成し、この基準を満たす人を一括救済。 ●本人は給料から厚生年金保険料を天引きされていたと主張するが、事業所が適用事業所ではなかった、及び社会保険事務所に資格取得届を提出していなかった、及び厚生年金保険料を社会保険事務所に納めていなかった。→現行法では救済不可のため、受忍してもらう。または国会議員からの救済法案の提出に頼る。 ●基礎年金番号に現在もなお手帳番号が統合されていない→数十年かけて地道に統合を呼びかける。	認識：厚生年金の資格取得届を窓口装置に入力中、基礎年金番号に統合されていない手番をもった人が相当数おり、その統合の呼びかけまたは周知は数年かかるであろう、という認識。 知った時期：採用年度の平成16年度から。	(8)に回答していないが、基礎年金番号導入の際、手番をもっていないかどうかの業務センターからの返信用はがきを返送しなかった国民にも少なからず非はあるものの、国の、国民に対する周知徹底が甘かったと感じる。そして、退官した事務官たちは、年金番号の数がこの国の人口以上存在することの問題を先送りし、そのツケを、後世の若い職員に払わせている。
8004	地方庁	その他(社会保険事務所)	新聞報道、テレビ報道等で報道されている事実しかわかりません。	今後においても、年金記録問題に取り組む期間照会センターを存続させ、また、今まで取り組んできた人口で取り組むとどれくらいで解決のめどがたつか、おおまかに予定をたて、解決までに時間をようするようであれば、やはり集中的に人を増やし取り組んで行く必要がある。	年金は個々人の将来を支える大切なものなので、このことを知ったときは大変深刻な問題だと思ったのと同時に、必ず解決して行かなければならないと思いました。この問題を知ったのは、テレビ、新聞報道で初めて知りました。	記録問題解決のために、休日等を利用して、記録の突合を行ったり、また、土日の閉庁日には、積極的に窓口に出るようにし、お客様の相談にのってきました。反省点としては、台帳の管理をしっかりやっていなかったということと強制加入の国民年金が、今とは違い加入の手続きをしないと当時加入にならなかったため、管理がしっかりできていなかったと思います。また、基礎年金番号ができた時に、お客様に対してもっと番号統合の説明(文書)をすべきだったと思います。
8005	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	短絡的に早期の完結を急がず、悪戯にお客様の不安を煽るような報道に頼らずご協力を呼びかける誠実な広報を行い、長期的スパンでひとつひとつ丁寧に対応をしていく。	基礎年金番号導入から数年後です。 年金制度の広報が不足しており認知度が低いため、基礎年金番号導入時に描いたように基礎年金番号とお客様が別にお持ちの別手番の統合が進んでおらず、基礎年金番号制度が絵に描いた餅になっていると漠然と考えていました。	年金制度全般について若年のお客様には目先の問題では無いことから関心が薄かったということを残念ながら実感しています。 私自身も基礎年金番号による複数制度の年金記録の一元管理の大切さと統合手続きを窓口等でお話しする機会をもったお客様には呼びかけてきましたが、私の実感に基づく全体的な反省点としてはミクロ単位の窓口での呼びかけだけでなく、良い機会であった基礎年金番号制度導入時から、マクロ的な取り組みとして、お客様が関心と正確な知識を持ってくれるような広報を継続的に行い番号統合の呼びかけや制度周知を徹底する取り組みを続けてゆくべきであったのに、基礎年金番号導入時の一時の活動で終わらせてしまったのが最大の反省点だと思います。
8006	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	ここ数年、年金記録問題に関する膨大な量の報道がなされたが、今もなお、若年層を中心に、窓口で「年金には加入していない。」「年金手帳をもらったことはない。」「年金手帳というのは、会社を替われば新しいものを発行してくれるものではないですか？」といったことを言うお客様が少なくない。年金制度のあらましや保険料の納付義務に関する広報活動がこれまで以上に必要であると思われます。	現在の年金制度が、被保険者となるべき人、適用事業所となるべき事業所が年金制度について正しい理解があり、届け出るべきことを漏れなく届出ていることを前提につくられていること。	上記(8)に回答したことは一職員の力では解決できないと思います。
8007	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	・知識の共有化。(制度発足当時の事務の流れなどを照会されても、回答に悩む場合あり。既に当時をご存知の職員は退職されている) ・業務センターからの回答(ピンクの封筒)について、調査・点検がずさんであり、事務所にお叱りの電話があり、再調査する場合あり。もう少し丁寧な調査点検が必要ではないでしょうか。 (具体例) 領収書を添付して提出したのに、「記録が見つからなかった」文言だけの回答。 記録が見つからなかったとの回答にもかかわらず、マイクロを確認すると、納付されていることが確認できる ・ねんきん定期便ダイヤルにかけても、すぐ地元の事務所へ相談に行くように言われ、わざわざ電話しているのにとのお叱りの電話を受けます。もう少し知識レベルの向上が必要と思います。	マスコミ報道で知りました。 これまで、お客様の来訪時には、その方に、他の記録がないかをいろんな氏名の読み方等で検索も行ってきました。年金請求時までに記録を見つけるあらゆる機会はあると思ってましたので、正直大きな問題とは思っていませんでした。 ただ、私たちの知らなかった「生年月日の日付を10・20・30日にまとめられていた」ことなど、全く知りませんでした。 今まで一生懸命調査してきたと思っていたことが、今となって、そうではなかったことに、ある意味ショックをうけています。	地道に一生懸命、その方の立場になって対応してきましたが、当庁の記録がすべて整備されるのを待たずして、ご本人様に通知したことにより、ご本人様に連絡をした後に、新たに疑い手番が出てくるなど、同じ方に何度も連絡をせざるを得なくなるなど、より不信感を募らせることになっています。
8008	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	実行できることを一つ一つやっていくしかないと思います。	・本来もらえるべき年金を受け取っていない(受け取れない)ことになるため非常に重要な問題。 ・年金記録問題としてよいかわかりませんが、平成15年ごろ年金給付課に配属になり年金相談を行っている中で、厚生年金手番について氏名、生年月日の相違、氏名欄が空白となっていることなどあり、気をつけなければいけないと思った。	年金相談、特別便対応時に本人からの聞き取りを徹底し、氏名について色々な読み方の可能性がある場合は全て確認するなど心がけた。
8009	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません	突合や調査について、期限を設定するのであれば、予算の許す限りの人員を動員するしかないと思います。	現在のような問題があるとは認識していませんでした。 問題の存在を知ったのは、平成19年からです。	どのような経過でこのようになったのかを確認したうえで、対象者に対して説明を行い、理解していただくことが必要だと考えました、 問題となる点の洗い出しを、十分に行ったうえで、社会保険事務所職員への情報の伝達・共有、解決方法の検討ができた時点で、作業を行うべきではなかったかと思います。
8010	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。			
8011	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		世間の関心が高い今こそが解決できるチャンスと思う。 しつこく被保険者にアクセスするほかかない。	報道等で騒がれだした後に知った。 氏名や生年月日の入力誤り若しくは届出誤りが原因。 民間企業での役員報酬の引き下げはよくあることで、報酬月額の遡及改定自体はよくあることだと思う。しかし、取締役会議の議事録すら確認しないで事業主の申告のみで改定したのはいただけない。	年金手帳を添付していない資格取得届は住民票や免許証の写しの添付を求めるなど氏名や生年月日の確認を徹底する。これにより申請書の字が読みにくい場合の入力誤り防止にもなる。 入力誤りについては、入力事務担当者のクロスチェック後に決裁権者にがチェックすることで、多忙な決裁権者の業務量を増やさず2重チェックできる。 調査官による事業所調査を増やす。
8012	地方庁	その他(社会保険事務所)	①健保厚年のカセット未開封記録が未だに散見する。結果、今までの名寄せは不完全である。 ②生年月日からの記録検索が不可能な為、発見できなかった記録が存在すると思料される。具体的には氏名のフリガナが誤っており、事業所名を思い出せない、またはご本人の記憶と相違している場合。 ③年金受給者の厚年喪失にともなう改定について、自動改定導入前の208号未届による受給もれが存在する。	①については、カセット未開封記録を早期全件開封のうえ名寄せを。 ②については、生年月日からの年金記録検索が可能となるようシステムを変更。 ③については、システム的に対象者を抽出し届出を勧奨。	記録問題前の、「事業所名を申し立てなければ本人の可能性が限りなく高い記録についても統合できない」という取扱に、個人的には憤りを感じていた。 基礎年金番号導入後、未統合手番が散見することは承知していたが、記録問題後、既に裁定が済んでいる受給者の手番と、不備記録の多さには驚いた・・・というのが正直なところ。 しかしながら、いわゆる「裁定時主義」をとっていた以上、記録問題は必然的に発生したと言える。	記録問題の発生原因は、自分も含め、これまでの行政の体質よるところが大きいことは認めざるを得ないと思う。 ただ、記録問題が取り沙汰される前、国民年金保険料の集含徴収を商業施設でおこなった際、「あなたの年金は大丈夫？」と銘打ったチラシを配付し、記録確認を呼びかけたが、実際に確認に訪れた方はごくわずかだった。この問題の解決には、加入者及び受給者の協力が必要不可欠だと感じた。 特別便等への対応は、お客様一人ひとりに一期一会の精神で望んだ。また、要調査分としてお預かりした特別便(業センからの回付分含)に対しても、同様のスタンスで望み、周囲にも指導した。結果、調査はスピードよりも質を重視する形となった。 しかしながら、上部からは早期解決・解消ばかりを求められた。 また、システマチックな処理方法や調査マニュアル等も最後まで示されず、独自で作成せざるを得なかった。 信頼回復のための特別便が新たな記録問題をおこしていないか危惧している。
8013	地方庁	その他(社会保険事務所)		(ある程度の知識のある)人員増が不可欠。 また、できる限り当時在籍していた(元)職員から聞き取りを行い、現場の処理状況を把握することが必要だと思う。	報道等で初めて知り、今までそのような重大な問題が存在するとは知らなかった。	平成9年の基礎化後の35歳通知等の後追いにもう少し人員を投入し早期に解決しておくべきだったと思う。
8014	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。 年金記録問題については、新聞・テレビ等の報道で多くの事を知りました。	過去の年金記録については、一つ一つ確実に確認を行うこと。 これからのものについては、慎重にミスが起きないような事務処理体制にしないといけないと思います。 それと、国民の皆様に年金に関しての知識を持ってもらうための、義務教育のカリキュラムの中に、税金、年金等の社会保障関係の授業にも力を入れた方がよいのではないかと考えます。	重大な問題だと考えています。 知った時期は、報道で知ったところが多いので、年金記録問題が報道で取り上げられるようになっていからです。	記録問題解決のため、毎日の業務はもちろん、休日出勤・残業等で対応しています。 ある日突然解決する問題ではないので、少しずつでも1つでも処理を進めていくしかないと思います。 反省点としては、ご本人から見た視点が欠けていたのでは。 ご本人に分かり易く、利便性の高い制度、システムに変えて行くべきだと考えます。
8015	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ございません。	記録問題について、人の手を介さなければならず、また多くの時間が必要だと思います。 コンピュータでデータの分析をしても、最後は人の知識や経験を必要とすることになると考えます。	厚生年金の適用業務に携わっていたとき、統合されていない記録があることを以前から認識していました。それは、被保険者からお話を聞くと年金について若い頃は興味がなかった。と言うかたが大変多く、それほど年金について事業主を含め理解されていなかったのではないか。それ故に番号をいくつも持ってしまう、名前や生年月日をあまやって届けてしまう、訂正届を提出しないなどと言ったことがあったのではないかと思っていました。その当時は、オンラインの記録にほぼ間違いがないと認識しており、まさか、オンライン化の際記録が丸めて入力されていたものがあるとか、報道されたような莫大な数の統合されていない記録が存在しているとは思っていませ	お客様の立場としては、自分の年金記録が正しいのか疑問を持たれる方が多く来所され、その対応にできる限り応対したと思う。 これまでの、記録の管理について本人の特定ができないものがあることから、基礎年金番号とあわせて住基ネットを活用する。また、事業主の理解をいただくようさらなる広報活動および、職員の意識の向上が必要であると考える。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8016	地方庁	その他(社会保険事務局)		1日でも早く解決させるためには、専門的に処理する人数を大量に増やし、それ以外にも職員全員が時間外に数時間は必ずやるというノルマを1月あたり合計何時間と課して対応するしかないと思う。	複雑且つ制度改正等を頻繁に行った結果が生んだ問題だと思う。電話や窓口での対応をしている時から「記録抜けてるんだけど」というお客様はいましたが、数は多くなかったのでレアケースと認識していた。	複雑な制度は今も健在なので、これからも同じ問題が起こる可能性は比較的高いため、今対応している1件1件を慎重に審査し、処理していくことが1番の対応と思い、気付いた不備に対しては必ず確認を取るよう心がけている。
8017	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		業務外閲覧が発覚したときが認識としての最初であったと思います。 年金記録は、紙媒体による保管状況の劣化が激しく、データベースの整備が急務であることは、資格照会業務や年金相談業務を担当していたときに感じていましたので、システム整備の遅れは大きいと思います。 また、個人情報にたいする認識の遅れが大きくあったと思います。	記録補正や、特別便によるお客様への対応を、できる限り丁寧により詳細に調べ、本来の記録になるよう積極的に、業務にあたりました。 また、知らずに被害を受けているお客様へのお詫びの気持ちを持ち、より丁寧にお話を伺う姿勢でのぞみました。 年金という重要な業務が、果たして、省庁局事務所の各部署でどのくらいのおもきをおかれていたかと振り返ると、整備の遅れや、データ化時の確認の甘さ、また、私自身を含め組織や職員全体の意識レベルが低かったと思います。 度重なる制度改正に、職員もシステムも追いつけなかったことが悔やまれますが、システム改善要望等を上申しても、なかなか改善にいたらない、声がどこまで届いているのかわからないという不透明さは、今後双方向による認識の共有化により変えてゆかなければならないと感じます。
8018	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	現在、被保険者や年金受給者の方々に回答をいただいている「ねんきん特別便」又は、「ねんきん定期便」を確実にかつ徹底的に整理していくことが、解決に繋がると思います。 それから、国民の皆様が一人一人自分の年金記録に対して確認をしていただき、もっと年金に対しての理解を深めてくれれば早く解決すると思います。	私が社会保険事務所の窓口で年金相談をしていた時に、年金記録問題がマスコミにとりだたされました。 その時に、「宙に浮いた年金」が5千万件もあることを知りました。 私自身驚きと不安で動揺を隠せませんでした。 今までの社会保険庁の仕事のつけが一気に吹いて沸いたのだと思いました。 平成9年の基礎年金番号統合時には、「将来年金を請求する時に記録を整理すれば良い。」というような安易な考えだったように記憶しています。 それまでの年金制度や事務処理方法の欠点等も影響していると思います。	個人的には、年金相談時に一人一人の年金記録を今まで以上に丁寧に確認作業をしました。 相談者が納得して年金をもらっていただけるよう相談をしました。 しかし、相談者の方々もマスコミで言われているにもかかわらず、あまり関心を持たれていない方も居られました。 年金記録問題は、社会保険職員の仕事に対する意識の低下も反省すべき点ですが、国民の皆様が自分の職歴や年金に対してあまり管理できていなかったことも反省点の一つとして挙げられると考えます。
8019	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	何年もの間に積み重なっていた記録問題が、ほんの数年で解決出来る訳がないと正直思う。でも、被保険者にはそんな事情関係ない。だから、できるだけ早く解決せねばと思うが、今の若い職員は、国民年金や厚生年金が、いつ頃どんな管理をされていたか、知らない。(それは仕方のないことだ。)私自身、その時その時に聞いた、つぎはぎだらけの知識だけだ。そんな中で、どのような方策を…といわれても、どうすればいいのか分からない。取りあえず、過去からの記録の管理方法を(事務所段階と庁段階)洗いざらいまず教えてほしい。厚年の記録を昔は庁に逐還していたとか、記録問題が起こって初めて知った。時代に沿って、管理方法が明確に分かれば、解決に向けての何らかの方策が、見えてくるかも知れない。	完全コンピューター化されてからの時代に入ったので、最初はありえないと思った。しかし、台帳時代の転記漏れや、記入誤りや、その他の事象で漏れや誤りがあったと知った時は、当然、あってはならないことだと思った。しかし、あまりにマスコミの言いなりになっている姿勢に、国民に全ての記録が誤っているかの認識を与えていたのはどうかと思った。ねんきん特別便も見切り発車的なスタートだったと思う。三号特例が必要なケースか等、確認せずに送付していたので、将来その特別便を種にトラブルが起きるのは必至だと思う。 平成19年の5月頃、年金問題が騒がれてきた頃に初めて知った。	厚年のマイクロ台帳の検索方法や技を身に付けて、できるだけ早自分で記録を見つけられるよう努力した。 いろいろあると思うが、チェック体制の甘さ。
8020	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	職員全員が一丸となって取り組み早期解決に向け努力することと、一件ずつ正確に落ち着いた対応を心がけることが一番だと考えます。	とても重大な問題であると認識しています。 私が記録の問題の存在を知ったのは、年金記録問題が大きく報道されるおおよそ3～6ヶ月前だったと思います。年金相談業務につき始めた頃でそれまではあまり過去の記録に携わる業務についたことがなかったためです。	当時は年金制度に対しての業務知識がまだ浅く具体的な対応策を見出すほどの自信もなかったことから、当時の窓長等に疑問点として記録の不自然さを何度か質問したに過ぎませんでしたが、もう少し係内で相談し疑義照会などを利用して問題提起すれば少しは早い時期から解決に向けた取り組みができたのではと反省しています。
8021	地方庁	その他(社会保険事務所)		社会保険庁の記録が完全でないので、これまでどおり対象者からの聞き取りを主にやっていくしかないと思うが、時間が経過しすぎて容易ではない。	社会保険庁の記録管理が不十分なため、記録の持ち主自身に記憶が無いばかりに本来受給できるはずの年金がもらえない、少なくなってしまう等大変な問題と思っていた。	機械化以前の払出を含めた台帳管理の甘さ・雑さ、紙から機械への移行の際の処理、基礎年金番号導入以前の制度ごとの記号番号の払出等さまざまな原因にて現状にいたっていると思う。何しろ問題解消への取掛かりが遅すぎました。
8022	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません	過去の記録については、増員等により丁寧に本人確認をすることだと思います。 現在も疑重複等、確認の取れない記録が発生していると思っています。 被保険者、事業主等の意識が変わらない限り今後も解決はないのではと思います。	消えた年金記録に関しては、社会保険庁、厚生労働省全体の責任だと思います。 年金記録問題は報道で知りました。	過去の記録はもちろんですが、新たに発生しないよう確認等丁寧に対応しています。 反省点は、、社会保険事務所と社会保険庁、厚生労働省の関係管理体制、チェック機能がうまく働かなかったことだと思います。
8023	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。	年金記録問題を問題と認識したのは、一連の騒動の時でした。現場の人間として、記録のずさんな管理に驚くとともに責任を感じています。年金制度そのものへの不信にもつながっているので、一日も早い信頼回復のために真摯に対応していきたいです。	二度とこのような問題がおこらないように、記録照会の対応は慎重に行いました。以前の職場は、マニュアルが徹底していず、研修もあまり行われていなかったためこのような問題がおきたと感じています。
8024	地方庁	その他(社会保険事務所)		・オンラインシステムの維新 全国にある払出簿及び原票(被保険者名簿)、事業所台帳の閲覧及び検索ができるシステムの構築。 ・予算の確保 早期解決に向けて人材の確保及び体制の整備(調査のみ専属で行う係)。 ・問題に対する認識の共有化 事例の検証や進行状況に対する情報の共有化。 ・お客様への情報提供 この問題に対するご理解・ご協力を得るため積極的にお客様への情報提供(広報や報道機関な	このような大きな問題だと知ったのはH19.6頃です。これ以後いろんな事象のご相談をお受けするごとにこれほど大きな問題であることをつくづく痛感しました。	お一人お一人丁寧な対応をし、1件づつ地道に解決するしかないと思いました。基礎年金番号付番後もっと計画的に統合及び調査を進めるべきではなっかたのではないでしょうか。
8025	地方庁	社会保険事務所課長級以上	各種報道や通知、事務連絡で示された以外のことは思い当たりません。	我々の意識の欠如はもちろんあるものの、年金番号を持ち歩かず別番号が付番される多くの事例があったので、お客様自身も年金に対する意識が希薄であった、またそういうような時代背景もあったのではと感じます。 それらを踏まえれば、改めて年金記録を厳正に管理することの意識を固めるとともに、事業所の理解に基づく適正な届出や、国民の皆様の年金に対する理解を得て適切な手続きをしていただくなど、行政と国民双方の連携、協力体制が整っていけば、今後はこのような問題が生じないのでは考えています。	古くは手作業時代における事故リストの処理や、期間照会業務に携わっていた時に氏名が収録されていない記録に多数遭遇した時など、なぜこのような記録がたくさんあるのだろうと疑然と思っていましたが、まさかこれほどの規模で問題が生じているとは思いもよりませんでした。大きな問題として知りえたのはやはり平成19年5月下旬頃の報道によるものでした。 コンピュータへの移行作業の中で、漢字とカナの両方の情報を取り込まないまま氏名収録が行われていたと聞いていたので、本人申出との突合せは難しい作業だろうなということは感じていました。	年金記録の管理が十分でなかったことを踏まえ、特別便等で来訪されたお客様にはご本人の記録であるかないかを積極的に問いかけることを心がけて参ました。過去の相談業務においては、本人の訴えがあったにもかかわらず真摯に耳を傾けなかった姿勢もあるやに聞いていたので、そのような対応はとらないように取り組んできました。 記録問題がこれほどの規模で存在するなど現場の一職員としてはわかりませんでした。コンピュータのない手作業時代が長く続いたこと、ミスを前提にしたチェック機能が働かなかったこと、年金受給が当たり前になる将来の姿が見えにくく、意識が不足していたことなどが様々な要因が挙げられると思います。 おそらくですが、上級職においては年金記録に問題があることは薄々気づかれていたと思いますが、解決に向けてはあまりにも量が膨大で、予算や人手、解決の時間が見込めないことから容易に着手できなかったのではと推測されます。基礎年金番号や住所収録の処理を整えて、さらにコンピュータによる大量の作業が可能になった今だからこそ解決の道筋が見えたのではな
8026	本庁	その他(本庁)		このアンケートで言う「年金記録問題」を、未統合の手番が多数存在すること、と定義するならば、ご本人の申し立てている年金加入記録と役所で管理している記録とを一つ一つ突合してゆく等の、地道な作業を積み重ねるしかないのではないか。	存在を知ったのは平成19年5月頃に突如報道された際に初めて知った。 問題の認識は以下に箇条書きするとおり。 一、厚生年金の適用業務に従事している際は、100%ご本人のものと判る手番でない限りそれを基番に附番せず、新たに基番を付番し、間違っても別人記録と混同することだけはないことを優先していた。最終的には裁定請求時にすべての加入記録を確認するので、そこで未統合手番は拾えると思っていた。 二、社会保険庁が未統合手番を放置し続けているのが全て悪いというのが世論のようだが、少なくとも平成9年の基番導入時に、基番通知とともに加入記録の確認・照会の案内は同封しており、その際にはほぼ全ての被保険者に対して行政側から働きかけをしている。その際には未統合手番の存在は今日の如くには話題にならなかったのに、つまり現在ほど年金には世間から関心がもたれていなかったのに、突如マスメディア上でいわれだしたのは裏にどのような真相があるのだろうか。 三、3,4年前に国民年金免除をご本人(この場合は、納付も免除申請もせず、年金手続きに関しては何もしていなかった人達)の申請書無しに、一定期間意思表示がなければ申請されたものとみなし、職権で免除記録を入れた際は、申請無しに行政側が勝手なことをしたということで批判の嵐が起きた。何もしない人達の便宜を行政側からはかったのに批判された。今回は手番統合のご本人の申請がないのだから統合をせずにいるのに、届出主義にあぐらをかいて怠慢だと、また批判されている。 四、上記二、三、の事に関しては、ふたこと目には「説明責任」「説明能力」なる言葉をふりまわしている政治家もマスコミも、だんまりを決め込み、ひたすら行政の説明不足だとばかり繰り返してる。説明ということには、国民にとって厳しいと思われるようなことに触れるのも当然含まれるはずだが、単に大衆迎合することしかできないのだろうか。誰も年がら年中年金のことばかり考えて生活しているわけではないので、何もかも自己責任でとは決して思わないが、行政のせいにす	この2,3年は年金を新規裁定する部署にいたので、裁定時に加入記録もれがないように確認を怠らないなど極力注意し、ご本人のものと断定はできないがその可能性はあるという記録がある場合は、そういった手番が存在する事実をお知らせするなどできることはすべてしたつもりでいる。 反省点というか、これからこうしたらどうかということだが、ねんきん定期便を拡充する、インターネットで自分の記録を見れるようにするなど、自分の加入記録を簡単、便利、安全、定期的に確認できる手段を国民に提供すべきだろう。それについては、余計な予算をかけて年金通帳(どのようなものかまだほとんど想像できないが)などをつくらずとも可能だと思うのだが。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8027	地方庁	社会保険事務所課長級以上	旧法厚生年金の裁定原簿記録の被保険者記録について、丸め作業しているケースがあり、受給者に対して、実際の被保険者記録と相違する情報が知らされる可能性がある。	年金原簿記録と、被保険者記録を速やかに照合する必要がある。人海戦術も一つの方法だが、見落とし等の危険性が無いわけではないので、確実なシステム開発が必要と考えます。 また、現在のような『要再裁定者リスト』を紙票で行うのではなく、リスト化し、受給者の住所を管轄する事務所(事務センター)で一括処理を行えるよう、システム改善することが、急務と考えます。(今後、新たな記録問題を発生させないために)	平成9年の基礎年金番号の付番時に、それまでもひとつの年金制度で複数の年金手番を保有している方が多くいたにもかかわらず、基礎年金番号の付番を最優先に行ったことが、記録漏れにつながったと感じています。 特に、問題として意識し始めたのは、マスコミ、国会等で騒ぎ始めたときです。	平成9年当時は、全ての統台帳の年金記録が、オンラインシステムに収録してあり、最終的には年金請求時に統合できるからという、今から考えれば根拠の乏しい説明があり、さほど気にしていませんでした。 現在は、現業以外に、ねんきん特別便や定期便の処理に埋没している状況ですが、年金記録問題に対して、早期解決のため、あまりにも多くのことをいっせいに行おうとしているので、逆に非効率な作業になっているような気がします。
8028	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	現在、実施している特別便等での記録照会に対する回答を丁寧に時間がかかっても成し遂げることが重要と思う。	基礎年金番号導入時に複数の年金手帳を保有している被保険者が多く存在しているのが見うけられて、今後年金裁定は大変な業務と思った。 その後、国民年金の未納問題が発覚しそれに関して、記録の目的外閲覧が表面化した時。	年金請求時前には各自が記録を整備するよう広報等でお知らせができればと思って市町村の会議等でお願いしてきた。 厚生年金保険の加入時は、国民年金のように、公的なものを提示し適用すべきことだと思った。
8029	地方庁	その他(社会保険事務所)	昭和34年農林共済発足による厚生年金移管記録の不備収録や開封されていないカセットの厚生年金の記録があります。	該当記録を抽出し、一件一件、台帳と突合させる以外にないと思います。	年金記録問題については、制度設計の問題と管理する側の問題との複合的な要因によるものだと認識しています。 平成19年6月頃のマスコミの報道により、今まで全体像が見えなかった記録管理のシステムの問題について徐々にわかり、いかに深刻であるか実感させられました。	事務所でできることは、相談にみえられるお客様に対しての対応ですので、お客様の照会に対し丁寧に対応し、問題が解消するように努めました。 また、この問題の反省点については主なものについて ①何十年という長期間にわたり記録を管理するためのシステム設計の考え方が甘かった点 ②基礎年金番号導入時の年金記録照会についてのPR不足、照会スケジュールの遅さ ③昭和61年の基礎年金制度導入時に一人一番号にできなかったこと の3点が挙げられると考えています。
8030	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	適切な人員配置が必要です。知識と経験がある職員でないと解決は無理です。	入庁した時に、すでにWMが導入されていたので、なぜ、特殊記録を全てWMに登録されていないかが疑問でした。 しかし、日常の業務をこなすことで、精一杯で組織としての問題と認識していました。 記録問題が存在することは、サンプル調査と結果や、新聞や報道特集(NHK)で問題の核心をしりました。	記録問題での苦情の対応や相談業務を行いました。 しかし、日常業務が停滞してしまうような方法は、お客様に迷惑をかけると同時に、事故が生じる可能性があると思いました。 記録問題は、組織の問題が大きいと思います。 倫理観の問題というよりも、適切な人員配置をしてこなかったことが、 記録問題を引き起こした原因と考えられます。 また、煩雑な制度設計や通知の欠如で、各県で解釈が異なったことも大きな原因と考えます。 社会保険庁の問題も大きいですが、年金局に根本的な問題があったのではないのでしょうか。 経過措置だらけの法律の運用は、非常に怖いものがあります。 抜本的に法律を改正し、附則ではなく、条文の本文を読めばわかるようにすべきです。
8031	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	過去の記録について調査するので、社会保険行政の知識と経験豊かな人材が不可欠であり、ある程度の共通認識を持って対応しなければならないと思う	被保険者の記録が相違している事は、あってはならない事だと思うが、この問題については行政側の処理誤りや、事業所の届出誤り、被保険者本人の思い込みなど、様々な要因が絡みあって出てきたものだと感じている。 問題意識を持っていたという事ではないが、大量の業務量をこなし、それをチェックする機能がないと感じていて、ミスがあってもわからないのではないかと当初から感じていた。	現時点でも届書の処理において、それが正確になされているかチェックするには、時間的にも人数的に無理があり、現状が続けば第2第3の年金問題になりかねないと感じている。正確な知識と判断力の育成と、余裕のある職場環境作りが必要だと感じている。
8032	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。		未統合の年金記録について、平成19年5月に問題化したときは年金請求までの節に統合すればよいのにと考えていた。	自分の年金記録が、基礎年金番号に統合されていないためまったくどこかになくなってしまったと心配して相談にみえるを見て、個人の大切な記録をお預かりしていると気がつきました。 むやみに、不安をあおることなく、身近なところから年金制度の仕組みについて話していこうと考えました。 特別便の回答作業をして、まだ、開かれていないカセットがありましたが、厚生年金旧台帳はすべて開いていないのですか。
8033	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません		組織が解体されるほど、大問題になるとは思っていませんでした。 また、ここまで年金の資格記録などが、整備されていないとは 思いませんでした。 ねんきん特別便を発送し始めた頃です。	事務所支援などを通して、すこしでも記録がきれいなものになるように 努めなれればと思いながら対応していました。 本庁・地方庁をとわず記録の整備は年金をもらうときにすれば いいという意識がみんなにあったことではないでしょうか。
8034	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	年金記録問題については、記録照会件数に反し、事務所の人員が不足しているように思いますので、早期解決に向けては人を増やすことが必要であると思います。 また、個々の判断の困難な照会事例について、スムーズに回答を行えるよう、情報の共有化と、統一化を図ることが必要ではないかと思います。	平成19年4月か5月頃に知ったと思います。 年金記録問題は、社会的批判を浴びているところであり、年金制度自体の信頼を損ねかねない重大な問題と思っています。	対応マニュアルを踏まえ、相談窓口や電話対応、旧台帳記録の電話確認等々記録問題の解決に向け、迅速、丁寧を心がけ日々対応しています。 本来、機械管理しているべき記録が収録されていなかったり、記録が未整備のため、記録の確認ができなかったり等、記録の管理が不十分であったことが問題の大きな要因であると思います。記録の管理ができていれば、この年金記録問題が発生する以前に、本人からの期間調査申出や年金請求の際の記録確認により記録の整備も進んでいたのではないかと思います。
8035	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	現在行っている方策を、引き続き行っていかなければならないと思います。 ただ、現在いろいろな方策、作業を行っているが、新たな方策を行うよりも、現在行っていることを少しづつでも確実に終わらせていくことが必要だと考えます。	不正免除については、本人の知らない間に手続きをするということについては、考えてもみなかってことであった。たとえ本人のためになることとしても、きちんと本人の申請に基づいて行うものだと思います。 宙に浮いた年金については、ほとんどが統合されていないものであり、消えた年金では無いと考えていました。。制度上やむを得ない側面もあったのではないかと考えていました。 このような問題が、存在することを知ったのは、マスコミ等で騒がれるようになった時だと思います。それまでは、58歳のお知らせもあるし、年金請求時までに整理ができていれば、問題ないのではと思っていたのも事実です。	統合されていない記録については、どうして統合されていなかった等を説明し理解を得られるように努めました。 宙に浮いた年金については、ほとんどが統合されていない物であり、消えた年金では無いと思います。そこらあたりの広報等が、十分にできていれば、ここまで 大きな混乱には、ならなかったのではと思います。 平成9年の基礎年金番号導入時に、「他の手番をお知らせください」となっていたがそのときにご回答いただいていない方がほとんどです。その当時に、もっと回答をいただけるように、周知広報が必要だったのではないかと思います。 また、年金請求時までに記録が整備されていれば、問題ないのではないかという認識の甘さもあったのではないかと思います。
8036	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にない	現在の各社会保険事務所毎での対応ではなく、各都道府県毎に記録問題の調査・対策センターを設置して、受付・調査を集中・専門的に処理を行っていく。(調査・回答処理の迅速化が見込まれる。)	過去の年金記録管理方法の不備による記録事故。マスメディアで「消えた年金」が取り上げられるようになってから。	現在確認できる記録での調査・回答を行う。 過去の年金記録管理方法(すべての紙データを保管すべきであった。)
8037	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	知りません。	ねんきん定期便に対して「訂正あり」と回答された方について、記録の確認を丁寧に行うことが最も重要と考えます。8.5億件の突合わのために画像データベースを構築しているのですから、それを最大限活用すれば、紙ベースであちこちに照会をかけなくてもWM上で記録の確認ができるようになるはずです。8.5億件の突合せをやるには大変なコストと時間がかかります。国民自身の目で記録を確認してもらう「ねんきん定期便」を最大限活用する必要があります。 第三者委員会の仕組みをもうしばらく継続するとともに、モラルハザードが生じない範囲で救済基準を緩和し、記録に関する不満をお持ちの方を極力減らす必要があります。 上記の二つに当面特別に注力して取り組み、ねんきん定期便に対する「訂正あり」の回答率と、第三者委員会に対する申し立て件数が落ち着いたと判断される時点で、「国家プロジェクト」のような特別の対応を終了するのではないかと思います。国民に協力してもらって短期間で集中的に訂正を進めることが必要ですが、同時に、数年間で完全に記録訂正を完了することも困難です。特別の対応を終了した後は、定期便を通じて国民と記録情報を共有し、息長く記録訂正に取り組むべきと考えます。	平成20年7月に初めて社会保険庁に配属されました。それまでは、平成19年以降、新聞記事で知っていた程度です。	平成22年度の概算要求に向けた作業の一環として、日本年金機構の人員体制の充実に取り組みました。 今の時点の常識をもって過去の取組を批判するのはたやすいことですが、それは過去を担った人にとって酷ではないかと思います。いろいろな問題点があったことは、検証委員会報告書にあるとおりですが、コンピュータのなかった時代、あるいは性能が現代より格段に劣っていた時代に、乏しい事務費の中で記録管理をせざるを得なかったことを考慮すべきです。 また、国民総背番号制に対するアレルギーが強く、1人に1つの基礎年金番号を付与することが平成9年までできなかったことが最大の原因と考えます。仮に、昭和17年に労働者年金保険制度が発足した当初から1人1番号制を導入できていれば、事態は全く違っていたと思われます。 さらに、社会保険庁の三層構造がこの問題の背景にあったことは否定しませんが、戦後改革の遺物である地方事務官制度を廃止したくても法案を成立させてもらえない時期が長く続き、地方も含めて社会保険庁という一本の組織にできたのはつい最近(平成12年)のことです。全国一本の年金保険制度であるにもかかわらず、地方庁における業務を国の事務と整理することに反対していた人たちは、大いに反省していただきたいと思います。
8038	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし。	被保険者及び受給者の方に「ねんきん特別便」、「ねんきん定期便」として情報提供しているにもかかわらず、反応のない方については、人海戦術で個別訪問を徹底的に行うしか方法はないと思います。 いくら情報提供しても、自ら回答することを拒否されている方については、こちらからアプローチをかけ、面談をし解決していくしか方法はないと思います。	基礎年金番号が導入された9年1月時点において、未回答者の管理を適切に行い、督促及び個別訪問等の方策をとっていれば、ここまで大きな社会問題にはならなかったのではないかと思います。 平成18年に未統合記録5，000万件を契機に、年金記録問題の存在を認識しました。	年金記録問題の取組みとしては、本来業務の片手間で行っていても問題解決には、程遠いと考えます。 本来業務と切り離し、記録問題専任の課を作り、システムで行えるものはシステム開発を行い、個別訪問等を積極的に行う(いわゆるヒト・カネ・モノ)ことで、ある程度、解決の目途が立つのではないかと思います

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8039	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金手帳の払出年月日(年金手帳が作成日)については、具体的な年月日が特定できないものが非常に多い。 国民年金保険料の月別の納付記録において、特例納付(附則13条納付)については、定額納付の同じ記号により収録されている。 このため、被保険者原票(マイクロフィルム)で確認できないものについては、特例納付記録(附則13条納付)と定額納付記録との判断ができない。 特例納付実施時の保険料納付において、時効期限経過後に納付された保険料について、還付することなく、特例納付として収納しているものが多々見られるが、具体的な経過が残されていないものが殆どであるため、どのような形で保険料を収納し、それをどのような納付記録としたのかが不明であるケースがある。	過去の記録管理であり、解決策はないため、被保険者からの申し出に基づく年金記録に訂正すべきであると考えます。	年金記録に不備や漏れががあることについては、かなり前から感じていましたが、具体的な解決策も審査請求制度しかなく、また、お客様自身の勘違いや推測であるケースも非常に多いことから、それは、ごく一部の人の問題であるという認識であり、これ程、多くの不備があり、大きな問題になるとは考えていませんでした。	お客様、一人一人の申し出に耳を傾けることとし、真摯な対応を心掛けています。 ただし、お客様自身の勘違いや誤りも非常に多いことから、その点については、解り易い説明を行うよう、心掛けています。 反省すべき点は、社会保険庁、社会保険事務所には、年金記録の訂正な管理が行えるような方策やシステムはなく、また適正な管理を行うことができる定員や職場環境がなかったことだと考えます。
8040	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	特に良い策は浮かびません。とにかく時間をかけてでも、地道に記録のチェックをしていくしかないように思います。	年金記録問題が世間で取り上げられるようになったときは、勤務するようになってのどないころでしたので、それ以前のことはわかりませんが、気の遠くなるような調査をしなければならなくなるのではと、感じました。	少しでもお役に立てればと前向きに取り組みました。 反省点としては、一部の職員に、年金が将来の生活(社会)保障のひとつであるとの認識に欠けていたこと、目先のことだけに気をとられ、長いスパンにたった見識が足りなかったことなどが、あげられると思います。 お客様の立場に立って考えることが大切だと思います。
8041	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません	現在の取り組みを完了することだと思います。	新聞等の報道で知りました。 当時は、個人ごとに履歴を確認することだと思っていました。 ①年金受給者については裁定記録の再確認 ②受給資格年齢に近い方は、裁定請求時に。 ③それ以外の現役世代の方は、年次別に、喪失者も含めて個人ごとに被保険者記録を開示して確認する。	当時は外部法人の設立準備及び出向のため、各種作業の手伝いへの参加程度でした。 この年金記録問題については、まだ対応途中であるため問題点の確信は難しいですが、現時点の反省点としては、過去から記録管理が長期にわたり大事な業務であるため多額の予算を投じてシステム化をしたにもかかわらず、そのシステム及びそのデータ管理について、組織全体でこれらの運営を管理し、チェックし続けるという基本的な意識に問題があったとのではないかと思っています。
8042	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			社保庁は、人が生まれ、働き、保険料を納め、保険事故によって給付を行う、人の一生分のデータを記録し管理するところです。 ただ、そのデータがきちんと管理されるようになったのはオンライン化が進んだ頃の昭和50年代だったのではないかと思います。 また特に戦前・戦後まもなくのころの被保険者データは紙台帳で、しかも手書きで達字もかなりあってマイクロ化されたため、その内容は不明瞭で読み取れないものが多かったので、それを磁気媒体として全て取り込むことは技術的にも作業量的にも無理なのではないかと思っていました。 また、一方で年金は本人が請求して初めて給付が行われるものなのだから、申請していれば、その審査を行うため、問題は生じない筈と思っていました。 年金記録問題がマスコミに取り上げられるようになり始めたとき、上記のように「オンライン前の時代のものは、分からないこともあるが仕方の無いことだった」と正当化していました。 それが問題であることが認識できていませんでしたが、マイクロ化された記録など磁気媒体に取	どんなことがあっても、やはり国民一人ひとりのデータを預かり、適正に給付することが使命であり最重要だと考えます。その点を年金記録問題は教えてくれたと思っています。 自分の課の仕事もありますが、年金記録問題を全庁挙げて対応するときは(度々ありますが)、全面的に支援することで年金記録問題の解決に繋がるものだと考え、課内で総力を上げ取り組みました。 今は再裁定の部署にいるため、一日でも早く適正な給付が行えるように、日々再裁定処理を進めています。 年金記録問題は当時の誤った判断によるものも多くありますが、これらの問題点をまずは全て洗い出すことが一番の見直しになるものだと思います。また併せて、制度自体があまりにも複雑で理解しがたいものになってしまい、全容が捉え難いため、そういった点も整理できる組織を目指したいとも思います。
8043	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	・年金記録問題に精通した職員の育成。 ・正確な情報の発信	・現場レベルでは、できうる限りの対応をしていたし、それなりの自負もあったが、記録問題報道以降、数々の問題を知り、社会保険庁のすべてが否定され、つらい。	直接窓口でお客様に接する立場にはありませんでしたが、内部事務において、窓口職員のフォローを心がけることにより、どのようにすればより少しでも多くのお客様に納得していただけるかを考えました。 反省点としては、年金給付は雇用給付などの短期給付と異なり、受給が数十年先になるということから、ミスを発見するのがどうしても遅くなってしまったことだと思います。今後は、その時々に
8044	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特に知りません。	現在示されている年金記録問題への具体的対応を進めていくなかで、ご高齢である方や障害をお持ちの方などご自身の年金記録を確認することが困難な方々に対する戸別訪問等の実施など、きめ細やかな対応も行う必要があるのではないかと考えます。 また、年金記録問題の発生要因を事細かに分析し、今後の発生防止に向けた施策を検討することも必要であると考えます。	深刻であるが簡単に解決することができない問題であると認識しています。 全体的な規模での認識という意味であれば、ここ数年であると思います。	制度発足当時からこれらの問題の対応を行ってきていれば、ここまで解決困難なものとなっていなかったのではないかと考えます。
8045	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	簡単に行うことのできる業務ではなく、抜本的な解決策があるわけでもないため、大人数で地道に処理をしていくしかないと思います。	複数の年金番号を所持している人がいることについてはわかっていましたが、年金の裁定請求をする際に職歴等を確認するため、それがこれほどの問題になるとは思っていませんでした。そのため、マスコミで大きく取り上げられるまでは、特に気にしていませんでした。	反省点としては、機械化をする前、および機械化をする際にきちんと記録を確認しない状態で登録処理を行っていること。基礎年金番号というシステムをもっと早い時期に導入するべきだったこと。基礎年金番号をシステムとしてうまく運用できなかったこと。また、国民に対し年金制度というものを広く周知することができなかったこと。そして国民も年金制度について関心を持ってこなかったことにも原因があると思います。
8046	地方庁	その他(社会保険事務所)	カセット解除されていない厚生年金記録がまだまだあるため年金記録解明にいたっていない。	カセット解除を早急に実施し名寄せを行い本人へ通知する。	基礎年金番号に登録していない未統合の記録が多く存在していることにより年金受給に反映していない問題。宙に浮いた年金記録と新聞等で騒がれた時に知った。	本人からの申し出により一刻も早く年金記録を探し出し回答してあげられるよう努力した。未統合のオンライン記録とマイクロ記録を突き合せてから名寄せを行うべきだったと思う。(特別便調査をしていく中でかなり多くの記録補正がでているため)特別便の申し出についてできるだけ詳細に本人に記載してもらうべきだったと思う。(本人の申し出の不備があり調査できないものが見
8047	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし		記録管理の適正化と、過去の法改正、事務処理基準等の資料の存在 具体的には、記録調査を行なったとき、厚生年金保険の名簿等における表示として、制度施行における資格期間(19年6月なのか10月なのか)、郵便年金制度、健保法におけるものかどうか等、様々なものが、記載事項として示されているものがみあたらないことが多かった。	情報収集(本庁、掲示板、他県等)に努め、併せて受けた情報を共有する。
8048	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	上記回答のため、なし。	年金記録問題といっても多岐におよびますが、当初の5千万件の宙に浮いた記録問題を想定して回答いたします。 基礎年金番号導入以前は、国年と厚年番号があり、年金裁定時に統合する認識が普通でした。同じ制度内でも複数の番号を持っている人がいることは、私がこの職場にはいった時から知っていました。 当時は、オンラインもなく取得時に手帳を持っているか否かを確認するしか方法がなかったので、このような状況になったと思います。以前に手帳の交付を受けていても紛失したり、保険証を急いでいたりで新たな番号を交付している場合があることも知っていました。何冊も手帳を持っている人は、年金請求の時に困りそうだなとの思いもありましたが、最終的に年金請求時に職歴を確認するから大丈夫なのだろうという認識でした。 社会保険事務所の管理の問題もありますが、本人や会社担当者も当時は認識が甘かったと思います。	当時の状況はありますが、将来の生活の基盤となる年金記録を預かっているという重大な責任のk認識が足らなかったことは確かにあるので、今現在は、お客様の立場にたって、誠意をもって年金再裁定業務にあたっています。 (8)に書いたことも原因のひとつですが、オンライン化のときの記録整備がいい加減だった事実も否めないと思います。基礎年金番号導入の時にも、きちんと記録を整えてから導入すべきだったと思います。
8049	地方庁	その他(社会保険事務局)	厚生年金から共済年金への記録の移管データの整備の不備により、共済年金と厚生年金の両方から重複して年金を受けている人がいる(らしい)。	正しく整備すると厚生年金の返還金が発生するため、個人としての判断ができません。ただ、正しく記録整備された人よりも、記録不備である人の年金額が多いのには矛盾を感じます。せめて、移管して本来厚生年金からの老齢年金受給資格期間外である部分についての遺族厚生年金の受給を止めることはできないでしょうか。	年金記録問題は、年金記録を紙台帳からコンピュータデータへ移行させる際の不備と被保険者・事業所担当の認識不足が発端となっていると認識しています。しかし、私が新規採用された当時は、被保険者が「記録照会」をすることにより年金記録を整備し、年金受給するときには本人に不利益はないものと聞いておりました。 年金記録の調査・整備は被保険者の年金に直結する重要な業務であり、地域等によっての特徴もあって専門職的要素を要求されるべきであるのに現場では保険料徴収率など目先の業務のみに力を注ぎ、記録照会業務を軽んじているような風潮があったような気がします。これらの体制が、年金記録問題を大きくしてしまったのではないでしょうか。	個人的対応としては、紙台帳時代は後世になっても経過等がわかるよう心がけながら、台帳に記録し、年金番号を複数持っている方の統合の案内や記録がもれていると思われる人には記録照会の案内を機会あるごとに勧めていました。記録調査の担当の時には照会された事業所記録だけでなく、記録全体を確認し、わかる範囲での記録整備依頼の案内等をしていました。 この問題についての反省点としては、いろいろあるような気がしますが、一言でまとめると庁や社会保険事務所、被保険者も「未来を見据えた対応が充分にされていなかった」ということではないでしょうか。
8050	地方庁	その他(社会保険事務所)		全所体制	最優先	
8051	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知らない		年金の受給手続きの段階で順次記録を整備していくというスタンスで業務処理を組織として行ってきたとの認識です。隠された記録があることは、今回の年金記録問題ではじめて知りました。本庁に隠れた記録があることを知らされず、お客様に対して説明をしていたことは非常に申し訳ないと思いますし、本庁の方がなぜ記録をすべて開示使用としていなかったのか疑問です。地方の責任だけが大きく報道されていることには憤りを感じます。	もちろんお客様に対して真摯に対応し、記録を整備することは重要です。クリアな組織を作っていくためにもっと職員にも情報開示を行ってほしい。そのうえでお客様に対しても正しい説明、組織の一員としての本当のお詫びができると思います。
8052	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	これまでの進達状況(方法)や切り替えの歴史に詳しく、事業所等地域の変遷を知っている先輩方からアドバイスをもらいながら、1件1件職員が調査にあたる。	オンラインになる前、ふり仮名を振らずに進達されたものを力ナ入力した際に読み間違いをして入力されたものや入力誤り、転職した際に事業所に年金手帳を提示せずに複数手帳を持っている方がいて、基礎年金番号が導入されたが未統合になっていたこと、年金裁定時には受給権者の記憶にたよる確認方法だったことに加え、オンラインになった後も旧台帳やカセット収録されたままのものがあり、未統合による給付もれが発生している。 昭和62年に健保厚年の適用の業務に携わり、取得届に厚年番号が未記入のとき、氏名索引は必ず読み方を変えて検索するものだといわれました。 移動年金相談で期間の照会を受け、WMで氏名索引をしても該当なしとなるので、事業所索引や厚年払出し状況から調査すると該当手番があるが、名前が未収録だったりカセット表示のものがあったりしました。期間照会関係の業務を担当したことがなく勉強不足で、それは稀なケースであり、この問題が大きくなるまでは、すべての記録がWMに収録されているものと思っていまし	特別便や年金請求時にはお客様の記憶から、少しでも年金記録に結びつく情報を引き出せるよう促し、記録問題ではないところでも細心の注意をはらい事務処理誤りがないよう努めています。 記録管理について、引継ぎが不十分だったのか、周知されていなかったのかわかりませんが、情報の共有、周知が大切だと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8053	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知らない	地道に統合処理に結びつける	年金番号を複数持っている人が多く、記録の確認が煩雑になる 基礎年金番号通知書の回答はがきを返送していない被保険者が多すぎる 平成16年頃	資格取得届の窓口処理時、重複して付番しないよう職歴等の確認を事業所担当者を通じ、積極的に行った。 せっかく全制度共通で使える基礎年金番号を設定したのに、年金手帳番号の統合が進まなかったのは、被保険者から協力が無ければできない事なのに教育や認識を変えさせるだけの広報が充分でなかった。
8054	地方庁	その他(社会保険事務所)				
8055	地方庁	その他(社会保険事務所)	知られていない問題は特に把握をしておりません。	特別便がすべて完了していないうちに定期便を発行しているため、お客様からのクレームも多い。 浮いた年金の調査(フォローアップ等)も大切だが、何よりも優先しなければならないのは、お客様から申し出のあった期間を早急に調査完了させることだと思う。 今回の年金問題でのメリットは国民が年金のことに関心を持ってくれたことだと思うので、まずは徹底的に調査・記録補正を行うことだと思う。 過去の記録を再度見直し、完全に整備できれば、あとは管理を徹底していくだけのなるので、WM以前の手作業だった記録を更に確認する必要があると思う。	大きな問題だと気づいたのは、やはりマスコミに取り上げられ、窓口に来客が殺到した平成19年12月以降である。 実際に照会内容を調査すると、漏れている期間が多くて驚いた。	お客様が納得していただけるよう、調査に努めた。 まず一番に着手しなければならなかったことは、現在行われている住民基本台帳突合、氏名突合、国民年金台帳突合など、すべてについて調査が完了させることだったと思う。 その上で特別便を発行すれば、経費、お客様からの苦情、調査に要する時間等が半減されたと思う。 未整理のままのため、同じ方に何度も加入期間のお知らせが届き、何度も書類を提出してもらわなければならない現状がある。 今後は混乱を招かないためにも、記録管理を徹底すべきだと思う。
8056	地方庁	その他(社会保険事務所)		問題解決にむけては、解決能力のある職員を大量に現場に投入し、できるだけ確実な整備をおこない、2度と同じミスをくりかえすようなことがない様にする必要があると考えます。 現行では、土日での他課支援や、派遣職員の活用等おこなっていますが、この問題の根本は、担当した職員のモラルや、知識のなさなどが一因おもわれることから、年金記録整備等を担当したことのない職員等をこの事務にあてることは第2、第3の年金問題につながるのではと、心配しています。 年金問題にかかる回答業務については、やっつけ仕事ではなく、丁寧で確実な調査が必要不可欠です。現行それが実現できているところがあるのでしょうか？疑問が残るところです。	老齢者にとって生活にかかわる重要な問題と認識してはいましたが、年金問題が世間で騒がれだしたころ、健康保険業務に従事していましたので、問題に対する十分な認識をもてていたかは微妙なところです。	これから同じ問題を繰り返すことのないよう、モラルをもって対応するしかないと思いました。 組織としてこの問題を認識していなかったわけがないと思われますので、ここまで放置してしまった責任があると考えます。 組織末端にいるものとしては、自分が意見しても上はなにもかわらないとあきらめてしまうことがあったと思います。今後は積極的に現場からも意見を上げるとともに、トップもそれを真摯に受け止めることが必要と考えます。
8057	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	厚生年金記録については、事業主が届出しているため、本人確認しかないと思う。特別便などに回答のない方には、現実としては人員を割くことが難しいが、戸別訪問するしかないのでは。	厚生年金記録では、事業主が届出を行うことから、本人と事業主との問題で加入していたのに記録がない場合は、事業主が届出を怠ったものか、本人の記憶違いで、働いていたのは間違いないが、厚生年金加入をしていなかったものと認識していた。 問題の存在を知ったのは、年金給付業務を行った平成15年頃。	年金請求時には本人の職歴申立の全てが、年金記録と一致するか確認していたし、氏名索引は必ず行い、間違いないか本人に確認のうえ請求書を受付していた。本人と思われる別手番などがあれば、本人であれば思い出すであろう業種や地域等、会社を特定できる情報以外は伝えて、確認した。 40年という長い加入期間を記憶も鮮明でない40年後にすべてを確認していたということが問題だったと思う。事業主には社員に社会保険登録内容を通知するよう義務づけているが、徹底されていなかったのも問題と思う。せめて、退職時にはその会社での記録を確認してもらうようなことがあれば、もっと早い時期に正しい記録の登録ができたかもしれない。 また、オンライン登録されていなかった記録や不備記録については、切替時の膨大な件数から
8058	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	今と同様に社会保険庁で知り得た年金記録について1件1件地道に同姓同名の方に尋ねていくしかないかと思います。	当初は本人印が過去に勤めておられたところの年金記録についてが忘れておられたんだな、と軽い認識でしたが、特別便を昨年送付してから事務所に100人以上の待ちがでたとき一人二人の問題ではないと大変なことだ思いました。	本人はからできるだけ情報を聞き取り氏名索引、事業所からの検索、マイクロからの検索と持ちえる情報をもとに1件でも記録解決につなげたいと思いました。 厚生年金については、昔は事業所からの届出により本人が他に年金手帳をもっていないか確認することなく新規でどんどん発行してきたのがまずかったんではないかと思います。また昔の年金手帳には今のようにふりがながうっていないため読み方の入力が間違うケースが多々あったのではないかと思います。 国民年金については、市町村の納付記録台帳と定期的に突合しておれば少なくとも市町村と同じ状態で記録が保存できたのではないかと思います。
8059	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	調査にはかなりの時間がかかっており限界すら感じます。解決するには政治決断で記録を回復させるしかないのかもしれないと思います。	オンライン化される前の手作業の時代においては台帳への消しこみ間違いがあっても仕方の無いことであり今ほど大きな問題に発展するとは思いもしていませんでした。 年金給付課に初めて在籍したのが平成4年ですが、年金の裁定をする際に市町村の把握している国民年金納付記録と社会保険事務所の納付記録が相違することが何回かあってその頃にこのような問題があることを知ったと思います。	間違いの無い丁寧な仕事をするべきであると思って対応してきたつもりです。職員一人ひとりの危機感の無さがこのような結果を招いたと反省しなければならないと考えます。
8060	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	基礎年金番号制度が導入されたが、統合されていない手帳番号があることは勤務した当時から知っていた。ただし未統合の記録については年金請求時に過去の加入記録全てを確認した上で、統合し裁定を行うため記録漏れが起こるとは認識していなかった。また平成18年から年金給付課に配属され老齢年金の審査・決定業務に携ったが、可能な限り氏名検索、本人への聴取などで未統合記録の確認を行ってきた。正直受給者でもかなりな件数の未統合記録があること自体新聞、マスコミ報道で知ったくらいだ。	自身の対応については上記のとおり本人への聴取、氏名検索などで未統合記録の確認を行ってきた。 反省点としては定期的に加入記録を確認してもらう機会を作らなかった点がまず挙げられる。高齢になってから何十年も前に短期間勤めた会社の名前など思い出せないこともあるので、5年とか10年とか区切って過去の記録を振り返ってもらわなければならなったと思う。 また新たに公的年金制度に加入する際の前歴の確認作業がかなり甘かった点も挙げられる。同じ制度間で複数の手帳番号を有している方がかなりいる現状では本人が手帳を紛失していたのであろうが、安易に別番号で年金手帳を交付していたとも思われる。年金請求時に統合すること
8061	本庁	その他(本庁)	特に無し	OBなどにも協力していただく。	解決策が無い問題と認識していた。 マスコミで報道されてから知った。	昔の事務処理方法が良くなかったためにこのような状態になったと考える。
8062	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
8063	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		このような問題があることは、マスコミ等で騒がれるまで知りませんでした。 記録が分散していること自体は知っていましたが、年金を請求する時点で浮いてしまう記録があったとしても、同姓同名の別人の存在があればやむをえないものではないかと思っていました。	示された解決方法(ねんきん特別便などの対応)に率先して従事することで、1件でも少なくなるように努力しました。 年金記録問題とは、 ・転職が多々あったり、制度間をたびたび跨ぐような転職があったときのフォローが考えられていない制度設計 ・過去の離職の確認をせず年金手帳の番号を払い出したことによる記録の分散や性善説に立った届出主体の記録管理などの運用設計 の問題なので、昭和17年からあまり検証されずに今日まで来たことが問題の根本にあると思い
8064	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	平成19年2月に民間企業より入庁しましたが、その後の経験において現在問題になっている案件以外は認識していません。	既に確認されている事柄ではありますが、記録問題の解決には、過去に行われてきた作業を知っている人の情報と協力が不可欠だと思います。OBの人たちに責任を問うような調子ではなく、できる限り協力していただけるような調子で、何度も働きかけることが良いのではないかと思います。	存在を知ったのは、19年6月。公的年金制度の信頼を根本から揺るがす大問題だと認識しました。	当時社会保険事務所勤務の一員として、事務所が取り組む最優先課題と位置づけ、所属部所の壁を越えて、全所体制を敷きお客様の対応に取り組みました。 この問題については長年の業務遂行結果の蓄積だととらまえています。しかし根本的には第一線の業務や情報を把握しようとしない、また把握できない仕組みを温存した本庁の責任が最も大きいと考えています。本部と第一線の距離を短くし情報がスムーズに流れること、また本部が国会中心ではなく、お客様を第一として取り組む姿勢を持つことを実現させることが最も必要なこと
8065	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	現在年金記録問題で対応している事項以外は、承知しておりません。	照会された被保険者や受給者に誠心誠意お答えすることです。	社会保険の職場に30年間在籍して、オンラインに収録されている記録は正しい(収録漏れがない)と、被保険者や受給者に説明してきました。年金記録問題が発生し、オンラインに収録されていない事例が、こんなに多く存在していたことに驚きました。 問題の存在を知ったのは、一昨年の年金記録問題からです。	照会された被保険者や受給者に誠心誠意答えるように対応しました。 特に紙台帳の記録を社会保険業務センターに逐運していた時代に、記録漏れが多く発生していることから、紙台帳とオンラインの記録の突合せを定期的にすべきであったと反省しています。
8066	地方庁	その他(社会保険事務局)			平成4年高卒で採用され、平成6年に国民年金課係に異動になりました。その当時も、コンピュータ管理分と紙台帳管理分の並行管理がされており、窓口相談対応の際にも、来訪者にそのように説明し調査には日数をいただいておりました。庁や厚生労働省の指導では本人の申し出がなければ記録についてこちらから本人に具体的に示しての確認は不可でした。記録の検索でも氏名が当て字で登録されていたことも、現場で不満も出ていましたが、当時は庁や厚生労働省は地方からすれば圧倒的な上の立場であり、その他の事業も庁まで行って許可をもらわなければ何もできなかったとその当時、誰となく聞いた覚えがあります。当時は未収録記録があるのは問題との認識はなく、新しい記録はコンピュータに収録されて便利になっているという感覚でした。 マイクロの索引簿には検索して氏名が判明した欄には、氏名を書き込んでいき次回の調査時に少しでも早く検索できるようにしたりは、現場では行っておりました。個人的にはできるだけしつこく時間をかけて調査を行うようにし、本人の記録を見つけるようしておりました。報酬訂正について	自分のわかる範囲、できる範囲で、正しい年金を受給していただけるよう努めました。
8067	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			年金記録問題は、過去の国民の目線に立ったサービスができていなかったことが、一度に表面化したものと考えます。私がその存在を知ったのは、平成19年頃だったと思います。	過去の小さな積み重ねが、現在の大きな問題につながっているため、すぐには問題は解決できないかもしれないが、目の前の自分ができることを確実にやっていくことしかないと思いました。
8068	地方庁	社会保険事務所課長級以上			平成19年ごろ 自分も知らない記録がたくさんあることに、正直びっくりした。	

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8069	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			年金手帳番号は一人に一つであり、転職した場合は会社に手帳を提出ということとなっているが、前職を知られたくないとか、採用のために年齢をごまかしたいとかの理由でわかっていて申し出をせず新たに手帳番号が払い出される人やそもそも退職時などにそのような説明がされていない、されたが認識していなかった、手帳を渡されなかったなどにより転職時に新たに手帳番号が払い出される人がいるが、厚生年金保険の事務について事業主に義務を科したり、協力依頼をしたりしている限りは仕方がないと思っていました。ただし、年金請求の際にご本人が職歴(生年月日が相違している旨なども)を全て記入すれば最終的には統合されると思っていたので問題ないと考えていました。 いずれにしても、厚生年金保険については、事業主の協力なしでは成り立っていかないと思います。しかし、事業主に生年月日を正確に把握してくれとか、必ず年金手帳を持っていないか正確に確認してくれとはお願いできないところが難しいところだと認識していました。 情けないことに社会保険事務所の業務についてはよくわからないので、ここ何年かの記録問題に関して、どこに問題があるのか想像はできるものの、実際のところがわかっていないままです。	銓定請求書を審査する際に、社会保険事務所に照会しても本人が申立している期間の記録がない場合は、本人に再度事業所名や本社が別になかったか、ほかに年金手帳を持ってないかなど確認し、また似たような会社名がないかなども含めて社会保険事務所に再照会していました。 事業主の協力をどのように効率的効果的に得られるかの検討や、届出主義をこちらからどのように勧奨していくかなどの検討がもっと必要だったのではないかと思います。 社会保険事務所の業務については、なんとも言えるほどの知識がありません。 いずれしても、資格記録に関する仕事は、国年は全く携わったことがなく、厚生年金保険についても数ヶ月しかしたことがなく、あやふやなことしか言えないので申し訳ありませんが、たいしたことが書けませんでした。 当たり前のことですが、私たち一人ひとりがこれまで以上に皆様の大切な記録を管理しているという認識を持つことが大事だと思っています。
8070	地方庁	その他(社会保険事務所)	カセット開封していない記録が多数存在しているため、、本人記録が実際には存在しているのに、氏名検索などをしても、発見できずに、回答しているケースもあると考えられる。	統合されていない手番記録を、きめ細かく詳しく調査する。記録調査の業務をしていて実感することは、一件一件非常に時間を要すということです。スピード重視ではなく、きめ細かい対応が必要と考えます。	手番の管理は、本人に任せていたことが、政治的にも、世間的にも、認められていた時代があったと思います。本人に手帳も渡してあるのだからと言う理由も正論だと思っておりました。記録の問題がマスコミや政局などで大きく取り上げられるようになってから、浮いた年金記録、消えた年金記録について考えるようになりました。	本人の申立てにより、とにかく細かく調査をすすめるしかないと考えます。この問題は、コンピューターのない時代からの歴史的経過があると思います。紙台帳での管理を機械に移す時のパンチミス、紙台帳の字の汚い部分のパンチミス、膨大な量の台帳をしっかりと移行できているのか。当時の意識の面では、手番を本人が持っていればという考えだったと思われます。
8071	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	氏名等、事業所記号などまだWMに収録されていないものを早急に整備し、まずは可能性のある方へのお知らせをする。 連絡のない方、未送達の方は市町村の協力をお願いする。	基礎番に未収録の手番が多く存在することは認識していたが、これほどの件数があるとは知りませんでした。 これほどの大きな問題としては、新聞報道があった時です。	ご本人から相談などがあった場合は、統合するように指導していましたが、最終的に受給する際に統合すればよいと思っていたことが誤りであったと思います。
8072	地方庁	その他(社会保険事務局)	現時点では知り得ません。	このアンケートで(残念ながら)出てくるかもしれない問題点について、速やかに周知していただきたい。	社会保険庁の杜撰な記録管理からくる問題かと…。 紙台帳記録とWM記録に整合性がないのは昔々からの話なので…(私が入職する前からあったということなのでは?)。	反省点については、いわゆる世間に叩かれてから重い腰を上げるように記録問題に取り組んだことではないでしょうか。(叩かれるもっともっと前から年金記録問題については認識していたはずだから…。)
8073	地方庁	その他(社会保険事務局)			平成10年に採用されその頃から、紙に記録が漏れているお客様がいましたが、年金記録問題が発生するまではレアケースだと思っていました。	20年7月にはねんきん安心ダイヤルに、去年からは国民年金特殊台帳突合作業に参画しています。 国民年金特殊台帳についていえば、制度発足当時から納付記録を厳格に取り扱うことで、相当数のミスは防げたとおもいます。 ただ、一つのミスが原因でこの問題が起きたわけではなく、複数の要因があると思いますので、そのすべてが反省点です。
8074	本庁	その他(社会保険事務局)	特にない。	宙に浮いた年金記録の件数を解消する方法について書きます。 まず、宙に浮いた年金記録についての説明で基礎年金番号に結びついてない記録と表現されることが多いですが、本質的ではないと思います。宙に浮いた年金記録とは住所未収録記録と考えるのが正しいです。つまり誰の記録かはわかっているけども『どこの』がわからない記録です。こう考えれば、解決方法としては『居所調査をすればよい。』とわかります。 方法① 事業所に問い合わせて、現在の連絡先(もしくは当時の住所)を聞く。 一人の人間に複数の年金の番号がつけられることが問題とされたのは年金記録問題が初めてではなく、昭和25年には認知され、2年つづけて予算がついた国家的記録整備事業を行っています。コンピューターの普及していないなかでの手作業での名寄せです。大変な作業だったと思います。そのときにとられたのが、現存被保険者限定ですが事業所への問い合わせが行われました。現状で救済の難しい遺族年金受給記録の結婚前の宙に浮いた記録も救える可能性があります。比較的規模の大きい会社向けかもしれません。 方法② 同僚に問い合わせて、現在の連絡先(もしくは当時の住所)を聞く。 同窓会などから、同級生の所在についての照会の封書が届くことがありますが、それと同じことを社会保険庁が封書でターゲットの同僚に送ります。こちらは規模が小さな会社むけだと思います。 当時の住所がわかれば、今の住所をたどることもそれほど難しくはないと思います。このほか、当時の住所を調べる手段としては、社員名簿を名簿屋から購入する方法などが考えられます。	『年金記録問題』の定義を当初の定義である、『宙に浮いた5000万件の年金記録』と定義して問に回答いたします。 平成17年ごろ宙に浮いた件数について、事務所の先並が残り100万件ぐらいじゃないかと話していたのを覚えています。そのときは残り100万件程度なら今後数年で片付くなと感じたのを覚えています。その後同じ平成17年ぐらいだったと思いますが、事務所に村瀬(元長官)がお越しいただいたときに宙に浮いた記録について意見を交わしたことを覚えています。 (少し、脱線しますが、その当時、あるある大辞典などのテレビ番組(年金関係のバラエティ番組が当時非常に多かった。)で年金手帳を2冊以上持っている人は社会保険事務所に行くようにと番組の中でのコメントがあり、かなり来客が増えていて、苦情も増えつつあり、なおかつ年金記録の統合に関する事務を担当するものは少数で事務も滞留しつつあったため、長官に現状を訴え、流れを変えたいという空気があった。) 長官と意見交換したのは、年金記録の回答票に会社名が印字されないところが手書きになるため、時間がかかるのを解消してほしいという件(19年頃解消)と、氏名が収録されていなかったり、氏名の誤って収録されているものについて庁として責任もって対応していただきたいという内容でした。その場では5000万件という数字は出ませんでしたが、[redacted]『未統合記録の解消に向けてスナイパーチームのようなものを作り、専門的集中的に解消に当たらせることがひとつの方法として考えられる』とコメントされていました。いまから思えば、長官自身も5000万件という数字だと知らなかったのかもしれません。 前置きが長くなりましたが、ひとつめの問に対する回答は、『数年以内に自然に解決できるが、本庁がシステム整備すれば、もっと早くに解決する問題と捉えていました。』ふたつめの問の回答は『(5000万件と知ったのは)平成19年度の国会答弁』です。	ひとつめの問に対する回答は『長官との意見交換(詳細は(8)の回答)』、ふたつめの問に対する回答は『社会保険業務センターのスタンスに問題があった。』です。 社会保険業務センターでは社会保険業務センターつうしんというものを発行していますが、これを昭和50年代から現在のものまで順に見ていくと業務センターのスタンスの変遷がわかります。 ①昭和50年代～昭和62年頃の特色、 オンラインシステム稼動移行を意識した内容で、端末の画面の詳細な見方や業務センターでのエラー補正件数の統計を毎月のように掲載してある。特筆すべきは、氏名未収録記録の残件数のカウントもされている。また法律上の問題も掲載されるなど、業務センターと地方庁が問題意識を共有できるような内容 ②平成元年～平成8年頃の特色、 まず、業務センターでのエラー補正件数を報告のページがなくなり、氏名未収録記録の残件数の公開がなくなった(最後の公開が昭和63年ぐらいで数は残700万件ぐらいだったと思います)。このことにより、地方庁で氏名未収録記録が何件残っているか、問題意識を共有する機会が失われてしまった。(結果、氏名未収録記録は平成19年時点で500万件残ることとなる。)、[redacted] 『平成5年10月1日から、国民年金、厚生年金保険及び船員保険の三制度を統合した被保険者氏名索引照会及び被保険者期間照会システムが稼動することとなりましたが、誤銓定の防止及び被保険者等のプライバシー保護の観点から、次のことについて特にご留意ください。 制度共通資格名寄せ照会における照写記録の『同一人であるかどうかの判定』はあくまでも、機械処理で画一的な判断基準に基づき査定したものです。そのため、他人の資格記録が混在していることが十分考えられます。(中略)履歴を十分確認しないまま照射記録の内容を本人に見せたり伝えたりすると、本人の思い違いを誘発し、他人の資格記録を本人のものとしかねないので、直接本人に照写記録を見せることのないよう注意してください。』
8075	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	厚生年金加入に初めて加入する際、事業所から特に添付書類は求めていないが、その際に事業所が氏名、生年月日を誤って届出し、本人が手帳を紛失すればいわゆる「宙に浮いた年金」となる。このようなケースは明らかに事業所の届け出誤りであるが、世間は社会保険庁の管理ミスと認識している。	過去の記録問題解決も大切だが、現在の事務センターの処理状況を見ると入力誤りなどでまた新たな記録問題が起こりえる状況である。今年の算定基礎届が確実に処理されているか抜き打ちでサンプル調査をしてみれば実態は明らかになると思われる。早急に事務センター(民間委託分も含めて)の体制見直しが急務と思われる。	約8年前、国民年金の記録が未納だが、領収書はあると申し出されたお客様がいらっしゃいました。この際はレアケースと思っていました。	徴収課在籍時によく滞納事業所の社長から「社会保険庁は取ることばかり一生懸命で…」とよく嫌味を言われましたが、その言葉には一理あると思います。民間の生命保険会社も未払い問題が発覚しており同じ構図かと思いますが、お金を取りっぱなしでいいはずはないのでは?その点が社会保険庁の意識として欠けていたと思います。
8076	地方庁	その他(社会保険事務局)	申し訳ございません。存じ上げません。	解決の期限までに、ここまできましたら、とにかく、職員等を充実させ、集中してねばり強く一件づつ処理していかなければと考えます。	平成18年度がスタートした頃だったと記憶しております。 国民年金保険料免除問題など、今に至るまで、どうしてこんなにも、信じられない・考えられない問題が生じてしまったのか。 年金記録問題はとても深刻な問題(国民の皆様からの信用・信頼は全くなくなってしまう)と認識していました。	とにかく、国民の皆様の大切な年金記録を元の状態に戻せればと考えましたが、確認できる物などがなくショックを隠しきれませんでした。 いろいろな所からの指摘が生じる前に、もっと早く対応できていれば。
8077	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	大多数はオンライン化や蓋磁番染入時等の処理の徹底が不足だったと考える。そしてマスコミ等の報道も国民の不安を必要以上にあおり混乱を招いたと思う。 何十年も昔の劣化していく台帳のふりがなもないものを読み取っていく作業は相当の労力と時間が必要で大変な作業であることも想像できるが、厚生年金のふりがながちがっているケースは時折みかけた	制度改正が頻繁に行われる複雑化したこの制度は、とてもわかりづらく、今とは違っている部分も多く、根気よく説明しないと理解してもらえないことも多々ある。ほとんど認識がなかった方や勘違いしている方も多く、極力わかりやすく話すことを心がけている。 今後望むことは、オンラインの改良である。記録を管理するということは当然ながら重要なことであり、その記録があとでなにがあったかきちんと把握できるものでなくてはならない。そして十分な準備のうえ、時間、労力、は必要な分をきちんと確保してほしい。
8078	地方庁	その他(社会保険事務所)	カセット解除されてない年金記録がまだある。紙台帳が不鮮明なものも多い。農協への移管記録もれや相違がある。共済組合からデータ提供うけたものと本人の実際の加入している共済組合が違う。事業所索引システムでで た情報かたOBOで索引すると、違う事業所がでてきて、確認が困難になる。 記録を統合することで年金額が減額になる人にたいしてどうするのか。	共済からのデータ提供を再度確認する。農協や私共済、三共済など社会保険オンラインシステムと共済組合のデータの突合作業をするべき。カセット解除を全部やるべき。払い出しがすべての社保で確認できるようにするべき。 年金額が減額になる人にたいしてどうするのか、はっきり国としての立場を公に示してほしい。	これほどまでに未統合の記録があることは恥ずかしながら知らなかった。社会保険庁からの取り組みの徹底もなかったので組織そのものの認識もあまかった。一部の人はわかっていたのかもしれないが、責任問題のなるのが怖かったのでしょうか。 長妻大臣による指摘、新聞の報道これほどまでにあることをしりました。大臣が指摘しなかったらいつ解決できたのかと思うと正直、怖くなります。今回のことで、たくさんの人の記録がみつかり、年金も支給され、本当によかったと思うと同時に、今まで『給付』に重点おく風潮があったと思います。『記録』『適用』がいかに基本的で大切なものかという、認識ができたとも思います。	統合されていない年金記録がこれほどまでにあるとは知らされてなく、社会保険庁としての取り組みそのものが甘かったと思う。対策を十分にとるべきだった。 できるかぎり、担当者とも打ち合わせしながらお客様にたいしわかりやすく説明することと、調査回答を一日でも早くできるよう、自分の本業務のかたわら少しの時間でも調査回答に費やしました。 『記録』『適用』いかに大切なものか。『適用』あっての『給付』です。事務所でも、『適用』を重視するべきだったとも思います。後、組織として人材を育てる姿勢がかけていたと思います。若いうちから、いろいろな業務を経験させるべきです。松下電機のような『人を育てる』組織になってほしい。 また、年金に対する理解や制度の周知をもっと徹底するべきだし、制度への誤認も解消していき

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8079	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にございません。	・お客様よりお問い合わせいただいている記録照会の回答をできるだけ早く差し上げる。 ・浮いている記録のうち、氏名が一致しており、限りなくご本人様の記録に近いと思われる場合は、ねんきん特別便の回答が「記録正常」となっていても、こちらサイドよりお知らせを差し上げる。	[redacted]1年後年金記録問題が公となり、社会保険事務所にご自分の記録に間違いがないかを確かめたいと多数のお客様がお越しになられた際に社会保険庁は大変な問題を内包しているのだと認識いたしました。	[redacted]「ねんきん特別便」の処理を担いました。「ねんきん特別便」の回答票に記載されている期間と一致している記録が判明したケースの記録統合を受け持ちましたが、正確に記録管理することの重要性を感じながら慎重にかつ迅速に記録統合を行いました。 記録統合しなければならない数の多さに驚くとともに、すでに年金を受給されているらっしゃる方になぜこんなにも記録統合が発生するのかとも思いました。 5年(60月)の厚生年金記録が判明するケースがあったりすると、年金の請求にいらした際に窓口応対がされたであろうと思われますが、どうしてその機会にお客様の記録を見つけて差し上げられなかったのかと思い、長い時間少ない年金で申し訳ないと思わずにはいられませでした。 もちろん機械化前は台帳で記録をお探ししなければならなかったといったお話もお伺いはしているのですが・・・ 相談窓口応対は、年金制度が奥深く複雑な分、責任の重い大変な業務だと思われますが、お客様の立場に立って、お客様の言葉に耳を傾け、お客様の年金を受け取る権利を損なうことの無いよう応対すべきであるという認識が足りていなかったのではないかと思いました。
8080	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	自分が考える一番の方策は、各年金事務所内に年金記録問題に係る特別チームを作り、集中的に処理する体制を整えることだと思います。 当然、早急に処理する必要があるため、人数等を大幅に増加する必要があると思います。	お客様の年金額に直接ひびいてくる大変重大な問題と認識していました。 この年金記録問題の存在を知ったのは、国会等で騒がれ始めてからです。	お客様の老後の年金を決定・支給するという大変重要な仕事を任されていることから、一つ一つ丁寧に接客し、拙速な事務処理をしないよう常に心がけました。 当然にその当時のシステム上の問題や事務処理方法にも問題があると思いますが、例えば、年金の裁定請求の際の本人の記録確認について、その方の記録と思われるものがあっても、その場ですぐに確認できず、確認に時間を要する場合に、お客様としてはすぐに年金が欲しいために、十分な確認をせずに拙速な処理をしていたことが、一つの反省点として挙げられると思いま
8081	地方庁	その他(社会保険事務局)	特段に思い当たる事項はありません。	紙やマイクロフィルムで保存されている記録について、すべてデジタル化した上で現存の記録データと照合し、適切な記録に再収録し直すことが、最適な方法かと考えます。 費用についての問題が懸念されますが、集中的に全職員をあげて取り組み、短期に終えることが望ましいと考えます。	平成6年頃、姫路社会保険事務所業務第三課に在籍していた当時、記録照会に来られるお客様の中で、年金手帳を複数お持ちの方や、年金手帳を紛失しておられる方が相当に多くおられるました。 職歴を思い出していただくために、職種や事業内容、その年代での年齢などからどのような仕事に従事していたのか、などについて丁寧に聞き取り相談対応をしていましたが、ばらばらになった記録をつなぎ合わせていくことは困難な作業であると認識していました。	年金相談の窓口とは別に記録照会の窓口があり、年金相談の窓口は混雑していることが多く、記録の照会はさらに時間を要するため、年金窓口の担当者と連携し、年金相談の途中であっても窓口を移動してもらい、記録が確定してから年金窓口で年金請求をいただくなど、お待たせしない対応ときちんとした記録の確認を心がけていました。 しかし、年金請求の時点は60歳であり、職歴の多い方にとっては40年も前のことを思い出していただくのは、お客様も応対する側も根気がいる困難な作業であることを認識していましたが、やむを得ないことで近道は無いと考えていました。 今振り返って考えてみると、そのような記録の現状を積極的に広報し、事務所に若いうちから来所いただき、適正な記録の状態を早くからつくるべきだったと反省しています。
8082	地方庁	社会保険事務所課長級以上	年金記録問題とは、少し違うかもしれませんが、下記の2件があります。 1. 納付しなければいけない期間を保険料を一旦還付して、再度納付しなければならないこと。 (口座振替の前納者であれば納付金額が増えてしまうこと。) (参考1) 照会(回答)票事務局名埼玉社会保険事務局 (案件) 国民年金前納保険料について (内容) 国民年金任意加入被保険者である海外在住の日本人A氏が毎年国民年金保険料を前納した。 9月1日に帰国し同日より1号被保険者に加入手続きを行った。 任意加入中に納付した前納保険料の取扱いについてご教示願いたい。 (事務局の見解(回答案)) 前納保険料の還付は、国民年金法第9条に該当したときであり、任意加入から1号に代わったときについては、規定されていない。(国民年金施行令9条) したがって、本人が納付した保険料を生かすべきと思われます。 (回答) 海外居住の60歳未満の任意加入被保険者が帰国した場合は、国民年金法附則第5条第8項第1号の規定により、日本国内に住所を有するに至った日に資格を喪失し、同日において第1号被保険者となる。 一方、任意加入中に保険料を前納していた場合については、国民年金法施行令第9条において、「法第93条第1項の規定により保険料を前納した後、前納に係る期間の経過前において被保険者がその資格を喪失した場合又は第1号被保険者が第2号被保険者若しくは第3号被保険者となった場合においては、その者(法第9条第1号に該当するに至った場合においては、その者の相続人)の請求に基づき、前納した保険料のうち未経過期間に係るものを還付する。」と規定されているため、被保険者がその資格を喪失した場合は、未経過期間に係る前納保険料は還付することとなる。 したがって、ご質問のケースについては、帰国に伴って任意加入被保険者の資格を喪失し、同	1 納付しなければならない期間を保険料を還付して、再度納付しなければならないことについては、法律の不備としか思えないので、法律改正または、法律の解釈の変更を望みます。 2. 平成21年8月7日付庁保険発第0807001号及び同社業発第15号社会保険庁運営部年金保険課長及び社会保険業務センター総務部長からの「第3号被保険者期間と直接する被用者年金被保険者期間が裁定後に判明した場合における当該被用者年金被保険者資格喪失後の第3号被保険者期間の取扱いについて」と同様の通知をお願いします。	1. 厚生年金・健康保険の適用課のとき、WMに厚生年金の昭和33年以前の記録が照射されていないことを平成4年に課に配属されたときに知った。 2. 国民年金のWMのもととなる紙台帳が廃棄されていることを昭和61年に知った。 3. 基礎年金番号への手帳番号登録について、処理票なので、届書方式のにすべきということと、年金手帳に登録した番号の表示をゴム印押印することを都庁の基礎年金番号プロジェクトにいたとき(平成8年)に提案したが、採用されなかった。 4. 平成13年に市町村から、台帳の廃棄の相談を受けて、庁に確認したところ廃棄して構わないとの回答だった。 5. 基礎年金番号への手帳番号登録について、住所地の社会保険事務所でも登録ができない場合があることを平成14年に知った。	1. 厚生年金の資格照会の担当係長であったこともあり、手があいて気づいたとき、WMより力セットオープンの処理を行っていた。 周や庁に要望は行わなかったことと、できる役職でもなかった。 2. 対応策がなかった。 3. 役職が低かったこともあり、当時は採用されなかったが、後日、基礎年金番号施行後に、他からの要望等により、ゴム印の押印のみ実施となった。 現在は、基礎年金番号への手帳番号登録について、受給者の年金額が少なくなる場合があるため、手帳番号登録の申出書及び年金額仮計算書(年金再裁定申出書)を受付している。 4. 市町村には、庁は、廃棄してもよいということだが、後日トラブル等に対応できるので保管してほしいと説明した。 5. 局に要望をしたが、現在も改善されていない。
8083	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じません。		業務担当部署に在籍していなかったので報道されるまで問題としての認識がなかったが、基礎年金番号に結び付かない記録等があり困るだろうことは想定できた。	
8084	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	ありません。	早急に解決しなければいけないと思います。 納付していただいた保険料を正しく年金につなげなければいけないと思います。 問題を知ったのは、報道が始まった頃からです。	日々の業務を猫一杯やりました。 年金記録問題については、全課体制で望んでいかなければいけないと思います。
8085	地方庁	その他(社会保険事務局)		職員の努力並びにシステムの改善。	記録管理の不備による。国民サービスの欠如。 マスコミ報道。	お客様に対して親身な対応。 データ管理の困難さの認識不足。
8086	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		実際に、個別案件に携わっていないのだが、 ○人数を増やしても、業務がスムーズに進められる状況になければ、非効率的であるので、(すでに行っていますが)記録訂正の審査に長い時間がかからないような形で、審査基準を見直していくこと。 ○すでに記録訂正が終わった方で再裁定請求をしている方については、高齢の方がほとんどであり、引続き給付までの期間を短縮していく。	記録管理の仕組みがきちんと構築されていなかったこと。 コンピューター等が無かった昔の記録については、どうしても人為的なミスが生じることは避けられないと思っていたが、問題が本格的に取り上げられるまでは、これほどの規模の話だとは思っていなかった。 平成19年春	記録についての申立ては、かなり前からあったはずであり、その時点でそれが例外的なケースとして扱わずに、組織全体で記録問題に対応すべきであった。
8087	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	紙台帳と機械の記録の突合。 マイクロに収録されていない国民年金記録の住所の特定。(果たしてどのような作業で判明するか分かりませんが・・・) 証拠がない場合に、一定の条件付を満たしたとしてむやみに記録の復活をさせることには誤謬してしまいます。	採用当初はすでに機械化されていたので、記録がおかしいとは微塵も思っていませんでした。ただ、基礎年金番号制になった以降、手番の統合をもっと積極的に行っていれば、もう少し早く取り掛かることができたのではと思います。	新規取得者の交付に当たっては、気をつけていたと思います。 年金手帳番号の扱いが、「必ず被保険者本人は紛失せずに一生同じ手帳を持ち続けるだろう」ということからはじまっていることが挙げられます。会社を替わる度に手帳を取り直す人が大勢いたことがまず大きな問題点でしょう。国民年金と厚生年金保険で手帳を分けてしまったことも、手帳を何回も交付されても本人に違和感を覚えさせなかった要因となったといえるかもしれません。また、国民年金に加入しなくても良かった時代ではなおさらだと思います。 国民年金と厚生年金保険、さらには雇用保険や住民票コード、納税者番号、運転免許証等、すべての番号を一つの番号で管理するようにすれば、「番号の大切さ」も分かってもらえて、手帳を大事にしてもらえたのではないでしょうか。 しかし、制度発足当初、昭和15年頃からの記録管理の手法から、時代が経つにつれ、時代にあった管理の仕方、コンピュータの導入等、将来を見据えることが上手にできなかったのではないでしょうか。 また、行政がもっと、いろいろな情報をはやくから公開し、国民の意識の醸成に取り組んでこな

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8088	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	年金関係業務に携わったことが無いため、分かりません。	(6)に同じ	・過去の職員が行った業務のずさんさ。 ・オンライン化当時の不手際。 ・職員の業務意識の問題。 ・世間(特に若手)の年金に対する興味・知識のなさ。 ・事業主等の知識の欠如。 ・年金担当では無かったため、世間で騒がれだしてから知りました。	・外部委託については入札において業者決定をしているが、それについては、入札金額だけで業者決定を行っている。昨今、金額が安ければ良いといった風潮があるが、しかしながら、こういった内容のものは金額も大事だが、質の方が大事であるため、入札手続を検討するべき。また、単純に安ければ良いと思っている方々の意識改革が必要。 ・資格記録は、短期給付である健康保険、長期給付である年金に使用されており、これらの情報については、事業主からの報告によっている。事業主の意識改革も必要。 ・法令では、罰則規定が設けられているにもかかわらず、利用した形跡がないことも問題ではないか。まさに、国民年金の強制徴収と同様に、そういった事象が起こりうると周知されれば、自ずと抑制が働く。 ・現在、在籍している正規職員は、これまで、何度となく厳しい立場に追いやられているため、不正は起こらないものと思われるが、今後、日本年金機構になった場合、また、新たに採用される者がおり、オンラインデータを目の当たりにした場合、のぞき見は発生し得るため、採用時にきっちりと教育・指導をすべき。 (過去にも委託業者がのぞき見をした事例が多発しているため)
8089	地方庁	その他(社会保険事務局)			問題が存在することを知ったのは平成18年の採用後に年金記録問題が大きく取り上げられるようになったとき。 この問題が発生するきっかけとなった当時の状況について詳しく知らないため、一概にどうとは言えないが、社会保険庁職員の意識の低さや年金制度システム自体の欠陥によって起きた問題だと認識している。また、当時の世間の風潮(国民の年金に対する関心が薄い等)にも一因があったのではないかと考える。	前述のとおり、当時の状況についてほぼ無知に近いため、当時を知る上司にお話を伺うなどし、できるだけお客様の立場に立って、当時の状況を想像しながら記録の確認・解明に努めた。 反省点については、前にも述べたとおり意識の低さやシステムの欠陥など、諸々。 ただ、今は反省点よりも、解決策を求めるべきだと思う。
8090	本庁	その他(本庁)	特にありません	十分な人材を確保し、二度と誤りを起こさないような体制を作って取り組むことが必要だと思います	国民の皆様の財産権を保障するうえでも、年金記録問題は重大な問題であると考えました。 新聞報道等がされてそういった問題の存在を知りました。	自分の行う業務が国民の皆様に多大な影響を及ぼすことを意識し、例え、職場の上司からの指示であったとしても、法令に違反していないか、自分は間違った処理をしていないか常に確認するようになりました。
8091	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	回答いただいた特別便、定期便の調査を着実、迅速に行い、早期に完了させることがまず第一と考えます。 オンラインシステムに収録されていない未統合記録をすべて収録し、早期にシステムを整備すべきと考えます。	一刻でも早く、すべての方の記録を適正なものとし、正しい年金の支払いができるようにしなければならない。年金に対する不信感をなくし、老後の生活に安心感を持っていただけるよう、最優先で取り組まなければならない問題と思っています。 これほどの未統合記録が存在すると知ったのは、平成18年頃です。年金裁定時には、調査、整備されているものと思っていました。	課、係の垣根なく、職員全員でこの問題の解決にむけ対応しており、私自身も実行しておりまする。 基礎年金番号導入時に、もっときっちりとした対応をしておくべきだったと思います。システムが整備されていなかった部分もあり、庁全体としてこの問題への対応が遅かったと考えます。
8092	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	職員の専任化等による処理体制の構築し、効率化を図り、正しい記録の訂正と審実関係の調査を進めること。そのための人員(記録照会経験者)の確保が必要と思われます。	年金記録に対する信頼の回復に努めていかなければならない最も重要な問題と認識していました。	年金相談・特別便窓口相談を通じて、お客様の年金記録の確認に努めること。また、全所体制で年金記録問題に取り組むこと。 処理体制及びシステム対応の遅れが反省点の一つに挙げられると思います。
8093	地方庁	その他(社会保険事務局)	ぞんじておりません。		社会保険業務の性格や煩雑さに伴う人為的、組織的問題。 マスコミが騒ぎ出したころ。	自分が接した人に、誠意をもってご説明する。日々の仕事は法にのっとって行う以外にはなく、問題自体は組織の一人一人の姿勢で解決していくしかないと思う。
8094	地方庁	社会保険事務所課長級以上		申請主義でなく、被保険者にお手数をかけない方法で再裁定等を処理すべきだと思う。	年金請求時に全ての記録を確認可能だと思っていた。	基礎年金番号制度にした時、1人1番号という考え方であれば、それに応じた処理、システムを構築すべきだった。 過去の厚生年金番号の時代も、複数の番号の存在があたりまえだったのだから、システム的に統合しなければいけないという考え方を実践してほしかった。保険料と給付の考え方も単純なしくみにすべきだと思う。
8095	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	遺族年金の裁定請求書を審査をしている際に、受給権者が死亡したために、会社名がわからないと、いう回答があり、記録が統合できないケースがあります。	1件、1件対応をしていくしかないと思います。	年金相談窓口で、老齢年金の裁定請求の相談をする際に、できるだけ職歴を聞き取りをして、手番を統合をするようにしていました。こんなに多くの未統合の手番の件数が多いと知ったのは、5000万件の話題が出てくるようになってからです。	年金相談窓口で、できるだけ職歴を確認し多くの手番を統合をするようにしてきました。 反省点とすれば、もう少し早い時期からやっていればよかった思います。
8096	地方庁	社会保険事務所課長級以上	一般的にも知られていますが、未適用事業所の問題を早期に解決する必要があると思います。厚生年金の適用対象事業所でありながら、保険料の事業主負担が厳しい状況で届出を行わない事業所が多く存在する実態は、将来の無年金問題へ発展する恐れがあります。	現行の法律の中では、事業所調査による職権適用を含めた取組はもちろん必要だと考えますが、中小零細企業等事業主負担が重くのしかかる事業所はあり、そこまで厚生年金に必ず加入させる必要があるのか、もともと厚生年金はそこまで適用拡大を想定された制度であるのか疑問です。 保険料負担のみならず各種届書等事務もかなり複雑であり、全ての法人事業所が負担無くできる事務ではないと考えます。 適用対象事業所の縮小や事業主負担の軽減等を考える必要があると思います。	上記問題では、事務局保険課企画係に在籍していたときに、担当者として取り組んできました。 職権適用も実施しています。 一般的な年金記録問題については、基礎年金番号導入時3億件あった未統合手番を5000万件まで減らしてきていたのに、5000万件もあるのかとご批判をいただいたときは、少々いやな気持ちにもなっていました。 しかし、「ねんきん特別便」等のお客様との対応において、やはり整理事務が大幅に遅れており、これはすべて我々社会保険職員の意識の欠如から端を発しているものだと考えるようになりました。 年金記録を管理しているという意識すら欠如していたのではないでしょうか。また、年金手帳の	未適用問題は法律の整備が無い以上現在の取組強化が必要と考えます。 年金記録問題では、一件、一件丁寧に(それでいてスピーディーに)整備をおこなっていく所存です。 反省点としてあえていうとすれば、「ねんきん特別便」については、できるだけの整備をした上で発送する等の必要があったと思います。
8097	地方庁	その他(社会保険事務局)			宙に浮いた年金記録。 国民年金のマイクロ記録とオンライン記録の相違。 いつ頃かはっきり覚えていません。	年金記録を確認し、記録の統合に努めました。 マイクロ記録を確認しました。 宙に浮いた年金記録については、制度上の問題があると思います。 年金に対する意識が低く、お客様の立場から考えて対応できていなかったと思います。
8098	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に、ありません。	平成19年8月に策定している、年金記録適正化実施工程について、引き続き、着実に進めていく。 相談を直接受け、対応しいてる現場の感想として、報道・各種お知らせ・調査確認など.の取り組みの長期化は、記録回復とあわせ、それ以上の新たな不安・不信も生み、照会者の増加、回答や処理遅延による苦情、期待に反する結果への不満などに発展しています。また、古い期間の記憶や資料に乏しく、無理が生じています。体制についても、集約化などで経験・知識のある窓口職員が充分とは言えない状態になっています。 完全な解決(無回答・記憶無し・・)は望めないことからも、対象や方法も絞り、OBなどの活用も	時代とともに、年金制度が大きく変遷しており、永い年月・膨大な量の記録の収録、また、現在のオンライン処理と比べて、事務処理や技術的な違いもあり、記録のミス・誤りも残念ながら存在したと思う。ただ、報道され、相談来訪者の多くが不信をもち、口にしている、組織的・意識的な記録の改ざん・デタラメ・・などは無かったと思っている。 問題となるような処理については、具体的に知らない。	いつの時代(勤務職場・担当課・係)でも、当時の決められた事務処理に沿って適正に対応してきたと思っている。 制度改正や事務処理の変更時期ごと(オンライン化、基礎年金制度、国年3号特例、基礎番号化など)に、時間をかけ、充分な検討、継続した取り組み、現場の意見反映などをすべきだったと思います。
8099	地方庁	その他(社会保険事務所)	現在のところ特に知りません。	市町村や他の官公庁、または金融機関等とも連携して可能な限り年金記録の確認・訂正・調査をしていかなければならないと思います。 特に未だに特別便・定期便の回答をしていない方や、住所不明で未送達の方などを市町村からだけでなく家族や親戚・会社などからも情報提供をしてもらい送付する、それでも回答がない場合は住所を突き止めてこちらからご自宅等に訪問して回答を出してもらうなどの対応が必要だと思います。 またテレビ等でもいわれているように、国民年金を払ったと申し出があるのに記録がどうしても出てこないなどのケースは、前後に一定以上納付しているのであれば納付していたとみなすといったようにケースごとに線引きをして納付を認めるケースと認めないケースに振り分けて、最終的な年金記録問題の解決を図るのもやむを得ないと考えます。	マスコミ等により世間一般に年金記録問題が起こったときに知りました。 紙台帳からオンライン化する時に人為的ミスは膨大な量のデータを完璧に移し替えることを考えれば、あってはならないものの多少仕方のないものかと思いますが、それも年金を請求する時点で社会保険事務所の窓口において氏名索引等により記録の確認・訂正・調査をしっかり行っておれば今日のようなことにはならなかったと感じます。 また当時の社会保険事務局・事務所の怠慢な対応だけでなく、平成9年の基礎年金番号を導入した時点で年金記録の統合にかかる作業を今のような特別便等により何故社会保険庁は徹底的に行わなかったのかと、諸々の経費がかかり資金的な問題もあったのかもしれませんが、とても残念に思います。 行政が国民の年金の記録を正確のきちんと把握・管理していなければマスコミ等で大々的に報道・批判されても当然ですし、現時点で可能な限り年金記録問題の解決に向けて全職員が全力で対応して国民の皆様からの信頼を少しでも取り戻さなければならないと認識していました。	私自身は特別便や定期便において、お客様の話・記憶をもとに氏名・生年月日や当時勤めていた会社など色んな角度からあたっていき、窓口等で可能な限り年金記録を訂正してきました。 これまでのマスコミ等の報道や国民の皆様のご意見などから、やはり行政が行う事務処理や対応は法律通りに正しく執行されて当たり前、また年金記録等の個人情報なども正しくしっかり管理されていて当たり前、少しでも相違すれば、大きな問題、不祥事・組織ぐるみで隠蔽しているなど、不景気も重なって最近では行政に対しての目というものが特に厳しいと感じます。 これまでの問題からの反省として、今後の自分・組織のあるべき姿は法令遵守を常に頭に入れて行動するのは当然のことととして、今日では行政サービスが拡大していますし、マスコミ等から批判されて初めて動き出すような対応・組織ではなく、事務処理上で何か問題・不具合に気づいた時点で自発的に変えていく・行動していくことが必要であると考えます。
8100	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	世間一般に知られている以外の問題についてはありません。	これまでも年金記録問題として、情報の讃評を行ってきておりますが、年金制度の生い立ち、当時の記録管理の方法が十分に国民の皆様に周知されていないと思います。 現在は、電子での管理がされておりますが、年金制度発足当時は、電子での管理は、当然出来ませんでしたので、紙ベースでの記録管理となっています。 基礎年金番号についても平成9年当時は、十分な関心が得られない状況にありました。 問題の解決は、過去の管理の背景を踏まえ、基礎年金番号に含まれていない記録を地道に統合するべく進めることになると思います。 年金記録問題として、十分な関心を得られている今、この機会に地道に取り組んで行くことになると思います。 今までは、未納者に対しては、保険料納付の案内等を一生懸命行ってきておりますが、逆にきちんと加入している方へのサービスがまったくされていなかったと思います。 年金定期便を着実に実行し、きちんとと加入している方へサービス(記録のお知らせ等)を行うことで信頼を取り戻せると思います。	コンピュータで記録を管理し、個々にWMで記録を確認できるようになったときに、WMに登録されていない記録があるkとは知っておりました。 期間確認照会の請求等を受けたときに、業務センター等に照会し、記録の確認を行っておりましたので、完全にコンピュータに登録されていない記録(お客さま個人の記録に反映されていない)記録があることは知っておりましたし、そのような記録があることを頭にいれお客さんと接してきています。 その登録されていない記録が、氏名が不明、生年月日が不明等の記録があるということは、年金記録問題となるまで知りませんでした。	大勢のお客様が確認にこられましたので、お一人お一人になっとくの行くまで、調査し説明を行う姿勢で取り組みました。 十分な記録の管理、今までの管理の方法についてお知らせする先に、全員が記録問題に該当するようなことになったので、信頼を大きく損ねた部分もあると思います。
8101	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		今後記録問題を起こさないためには、被保険者一人ひとりが、ご自身の記録を確認できるようにすることで、万が一記録に誤りが生じても即座に判明し、訂正できるような体制をとることが肝心と考えている。	被保険者自身の記録が不明の得、実際に加入しているにも関わらず、記録が判明しないのか、会社に勤めていたが会社が加入していなかったのかどちらが正しいか不明なことが問題となっている。本人も加入しているのかいないのかも判然としていなかったこともあると考える。 知った時期は、標準報酬のさかのぼり訂正し、滞納額を減らしたとの報道あったとき。	被保険者一人ひとりにとって年金記録を長期に渡り、正確に管理出来ていなかったことが一番の原因と思っている。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8102	地方庁	社会保険事務所課長級以上	既に報道されたもの以外では、特に存じていない。	・人員の増強 ・専門分野の精通者の育成 ・現在、勤務している職員でスキルの向上した者は、全て雇用を延長し、更なるスキルアップを図る。 ・上局は現場の意見を尊重するとともに、雇用権限・労働条件の付与について、大幅に委譲し、実情に合った人員配置を行えるようにする。 ・過去に記録調査に携わったOBを好条件で雇用する。(地職場から引き抜き)	大半の期間は厚年担当で、他手番の統合が主体だったため、被保険者本人の責任も、ある程度は考えられたが、国年担当で、記録問題を扱ってからは、行政の責任も多分に関係することを感じた。	自分の立場は、末端組織ながらも、ある程度は責任を与えられた立場なので、夜間・休日を問わず、出来る限りの時間をかけて対応してきたが、身分の不安定な都下職員には、この問題の責任は無いのだから、そこまで強要するのは、酷なことだと思っている。それでも心ある数人は、寸暇を惜しまず、残業・休出を自発的に行っている者もいる。もっと現場の、特に、任期付き職員・謝金相談員の努力を評価してもらいたかったのだが、今回の選考では、個人の努力は評価されているようには見受けられず、単に、キャリアの長短や年齢などで線引きされてしまい、妥当な評価を反映出来るような組織では無かったことに、この組織の問題が象徴されているように見えてならなかった。一番、住民の目線に近く、真っ先に避難を浴びて耐えている現場の意見は、この組織の上局・年金機構の設立準備委員会の構成員に届く仕組みが無く、また、検討もされなかったことで、更に組織は疲弊・弱体化が必死だが、その動きを止めることも、また考える余地も無いほどの重労働・過酷な勤務にさらされている現場・職員を見てみぬふりの上局・官僚しか存在しなかったことが、最大の反省点と言わざるを得ない。結局、責任を取らされていくのは、現場の中枢にいて、この間、駆けずり回った中間管理職であり、官僚(天下りした者を含む)・上局が責任を背負うことなく、新組織の安定ポストに収まっていく構図しか描けなかった、政府・行政の体質そのものを露呈しているこの組織の将来が不安でならないが、生活していくためには、その
8103	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	マンパワーと時間を掛けて粘り強く取り組むしかないのでは。	記録問題が噴出したときに、まさしく年金給付を担当しており、照会や苦情の対応に追われて、辛い状況であったことは間違いない。 「どのような問題と認識していたか」、という問いに対しては、自分も含めて誰しもが解決に向けてできることを精一杯やってきていることから、あえて今さら、どのような問題と認識していたかどうかを回答させることが意図ではないのか。真摯に取り組んできた姿勢を見るべきと思われる。 知ったのは、19年6月。	1件1件丁寧に対応してきた。 そもそも、記録の定期確認をするべきとの声は、現場からは常に出ていたことであり、庁がそれに対応してこなかったことが反省点の1つと考える。 また、年金制度自体が継ぎはぎだらけの法律によって構築されてきており、それをその場しのぎで作ってきた国会議員こそ問題だらけではないのか。このような重要な問題を選挙の道具にしてほしくない。 国民も、重要な制度であるにも関わらず、普段は無関心で、問題が起きてから皆が一斉に騒ぎ出すのも如何なものか。 きちんと年金教育をでききれていないことについては、自分にも責任があると考える。
8104	地方庁	その他(社会保険事務所)			宙に浮いた年金記録があるとは知りませんでした。平成19年に世間で話題になってから、その存在を知りました。	1件でも多く、記録問題を解消できるように対応しました。オンラインシステムへの移行時に、データ突合を確実に行わなかったことが、反省点であると思います。
8105	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし		基礎年金番号導入後に未統合の手帳番号の統合を行ってきたが、年金請求時に整理すれば良いという考えがあった。ただ、記録が消滅するものではないので、時間をかけて整理(統合)すればと思っていた。	基礎年金番号導入時に付番通知した並版未統合の手帳番号を記入してもらい返送してもらうの統合を行ってきたが、年金請求時に整理すれば良いという考えがあった。ただ、記録が消
8106	本庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	現時点においては、ねんきん特別便、定期便等に基づく記録照会をいただき、すみやかに調査・回答することによって、年金記録の整備を進めていかなければならないと考えます。 また、社会保険庁、社会保険事務所、区役所等の記録をひとつのデータベースとすることによって、WMから総合的に検索できるようなシステムを構築し、照会申出をいただけていない方の記録についても積極的に調査整備を行っていく必要があるのではないか。	空襲等で名簿が消失し、正確な被保険者台帳がないというようなことがあるとは聞いたことがあるか、、基本的にWMの記録は、正しいものだと認識していた。 年金の記録は、事業所に勤務した記録であり、本人が加入していたにもかかわらず、社会保険の記録整備の不備で、記録無しと回答されることがあった場合、社会保険に対する不信感は、大きなものであり、また、年金額にも影響する、大変重大な問題であると思います。 このような、被保険者データがWMに登録されることなく紙の台帳のままであったということは、この問題が大きく取り上げられるようになってから知りました。	事務所をあげて、年金問題解決に向け対応しております。 社会保険関係の届は、事業所から社会保険事務所へ届出をされるため、被保険者は、どのような届出がされているか、事業主が被保険者への通知義務はあるが、大多数は、よく理解していなかった。 年金の記録は、適正に保管されており、年金請求時に整備すれば、十分事足りると認識されていたのではないか。 そのため、被保険者は、自分がどのような記録になっているか、わからない、また高齢になるまで関心もない状況になっていたのではないか。 今思うと、主役であるはずの被保険者不在で記録が作られていったように思える。 まだ、年金定期便等の送付により、記録の整備は、これからも続けていかなければならない。 また、未適用事業所の解消、国民年金保険料納付の勧奨、年金制度への理解を深めるための方策等をあわせて行っていく必要があると思います。
8107	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特にない。	なし。	記録管理の方法と技術、一方では記録管理に関する政策の欠落が生んだ結果であると認識している。それは大きく言うと時代が生んだ価値観の変遷により生じた結果と認識している。	時代が生んだ問題であると認識をすれば、今与えられた組織課題として責任もって今の時代の世代で解決するべきものと考える。ただ、その責任を今の時代の現職に課すものではなく政府全体の責任としてとらえるべきと考えます。
8108	本庁	その他(本庁)	特になし。	職員一人一人が、ひとつでも多くの記録をお客様の記録に結びつけ、年金をお支払いするという、意識を常にもって仕事をしていく。	・国民年金または厚生年金保険に加入する際に、年金手帳を提示する必要があるが、提示できなければ年金手帳を新たに交付していた。そのため、一人の人に対して、いくつもの年金手帳に対して記録が存在していたが、平成9年1月からの基礎年金番号導入後は、本人宛に文書等を出し、記録統合の処理をしてきた。あくまでも本人からの申し出に基づくものであり、申し出がなければ、社会保険事務所側から提示することはしなかった(そのように教えられていた)。 ・記録については本人が年金を請求するまでに統合すればよいという認識もあり、あまり深刻に考えていなかった。 ・事務所に配属された時にこのような問題が存在することを知った。(平成8年4月頃)	・特に何も対応しようとは思わなかった。 ・この年金記録問題については、制度ごとに付番していた年金手帳番号、社会保険事務所側の安易な年金手帳番号の交付、事業主や本人による一人一年金手帳番号の認識不足、年金記録問題の社会保険事務所職員の認識不足、本人による年金の請求主義等、いくつもの問題点が積もり積もったと考えられる。
8109	地方庁	その他(社会保険事務所)	私は今、事業所の新規適用業務に携わっておりますが、資格取得届の届出の際に、「基礎年金番号が分からないから、名前と生年月日で調べてほしい」また「新規に番号を取得したい」とのお申し出をされる事業所がおられます。 基礎年金番号の検索は、本人と断定させるためには名前・生年月日の他に職歴や住所の履歴が必要であることや、新規に番号を取得することが、後の年金記録欠落につながりかねないことをご存知ない方が多いと感じております。	年金記録問題の解決は、社会保険庁・社会保健事務所(年金機構)が行なっていかなければならないものです。まず第一に現在処理中である特別便や定期便の処理を、組織をあげて進めていかなければならないと思います。また限りあると思いますが、年金記録照会の為のシステム開発や人員配置なども出来るだけ行なう必要があると思います。	私は年金記録問題が起こったとき年金相談業務に携わっていましたが、お客様から数多くの厳しいお叱りをいただきました。その時感じたのは公的機関が管理するものは正しく記録されていると信頼いただいていたことと、その信頼が年金記録問題によって全て失われてしまったということでした。 年金記録に一部不備はあったとしても、今日言われているような内容の問題があることは、新聞報道等がされるまでは知りませんでした。	お客様からの年金期間照会をいただいた時は、「必ず記録を見つけるんだ」という気持ちで処理を行なってきました。また、各種お届けをいただいた際にも、記録に問題がないか出来るだけ注意をするようにしてきました。過去年金記録の解決と、これからの年金記録が正しいものになるよう心がけて業務を行わなければ、信頼の回復を得ることは出来ないと思います。 以前と比べ職員も社会保険庁・社会保険事務所も、年金記録・その事務の遂行に対する意識は非常に高いものになったと感じてます。この意識の高さを年金記録問題が起こる以前に持てていなかったことが、一番の過去の反省点であると思います。
8110	地方庁	その他(社会保険事務局)			65歳になったら受給できると信じており、長年勤めていた会社から控除されていた保険料や、社会保険庁の年金記録管理状態は間違いないだろうという国民の信頼が崩れてしまったと認識しています。 問題の存在自体は、社会保険事務局に在籍する前から知っていました。 在籍中に知ることとなったのは、2009年の夏ごろに来庁された方の共済加入期間が空白になっていることの問い合わせをはじめ、様々な方の来庁時の態度から、信頼関係がもろくなってしまっていると実感しています。	年金担当の課に勤務していないので、受付として年金給付課や相談センター、審査官などへおつなぎすることしかできませんでした。 地域の社会保険事務所でなく事務局へ来られる方が多いです。 せっかく来られても事務局では対応できないこともあります。 特別便や定期便に、管轄年金事務所の案内を載せるなど、すぐに相談対応できる窓口がわかるような記載があるといいと思います。 また、市役所や区役所へ相談に行かれた方に対し、、年金関係は「とりあえず事務局へ」と案内しているケースもあります。 できるだけ役所間係とも連携をとり、お客様をたらいまわしにしない方法を考えてほしいと思いま
8111	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	年金記録の記載された今現在保管されている昔の紙台帳及びマイクロフィルムから、1件ずつ拾って照合していくより他ないように思う。	コンピュータ導入される前までは、紙台帳で管理されており、その記録は、コンピュータ導入により、不鮮明なものを除きそのほとんどの記録がコンピュータに取り込まれているものと思っていた。また、コンピュータ(WM)で検索できなかった場合は、加入期間確認請求書により照会することで、記録が判明するもの、という認識を持っていた。件数的には、それほどの件数ではないと思っていたが、5千万件等国会やマスコミで取り上げられるようになって、その存在の大きさを知った。また、そのような問題が存在することを知ったのは、国会やマスコミで取り上げられるようになって、庁から色々とその経緯や資料が通知されるようになってからである。	この問題が国会やマスコミで取り上げられるようになった時期には、年金給付課相談室の業務に携わっており、年金特別便等の照会、年金相談等直接お客様に対応していた。 反省点について 年金記録は番号で管理されており、その年金制度にはじめて加入した時に番号が払い出されて、本人には、年金被保険者証として交付される。それは、本人が保管して一生持っている義務があり、老齢年金の受給年齢に到達した時には、その年金手帳等を添付して年金を請求することによってその番号で記録された期間に基づき年金が裁定される。ということが前提であるが、 ①年金加入時に附番されて交付される年金被保険者証(のちに年金手帳)は、本人が一生保管することになっているが紛失して、再交付を受けないままになって忘れているケースが多数ある。 ②転職したときは、その年金手帳を会社に提出し、その番号が記載された取得届を提出することによって、その番号で加入期間等が記録されていくことなるので問題はないがそれを怠って、いくつもの番号をとられるケースがある。 ③いくつもの番号を持っている場合、その年金手帳を持っていれば重複取消しをして番号を一つにして記録を統合することも可能だが、紛失してそのままになっているケースが多数ある。 ④手帳を紛失していても年金加入期間確認請求書を提出することによって照会できるが会社名を思い出せないでそのままになっているケース
8112	地方庁	その他(社会保険事務所)	カセット照会をしないと、確認できない記録がまだたくさんある。(照会画面で年金番号を入力しても、カセットが開いていない記録がたくさんある。)	庁で保管している、旧台帳のカセットの内容をすべてオンラインに乗せてから、再度記録の照合をする。	オンラインにすべて収録されているものと認識して仕事をしていたが、カセット照会をしないと確認できない記録があることを知り、これは問題であると認識した。	すべての記録をオンラインに載せるべきと主張したが、予算面で不可能とのことだった。 名寄せは、すべての記録をオンラインに載せてから、名寄せを行うべきであった。中途半端な記録状態で名寄せを繰り返したために、現場の職員を含め被保険者・受給者が混乱し、何度も事務所へ足を運ばせたりして、結果として、問題の複雑にし解決を遅らせる結果となってしまった。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8113	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録問題解決の根拠の一つとされているマイクロ原簿や市町村の原簿記録の多くに不確実な部分があること。	上司と相談し、マニュアルに照らし合わせ、慎重に判断する。	記録問題の認識・・・5000万件という途方もない件数に驚き、社会保険の信用を著しく失わせる問題であり、全員一丸となって解決しなければいけない問題だと思った。 問題を知った時期・・・・5000万件の話が出た時。	対応・・・とにかく名寄せ便や特別便などで、遠目多くのお客様やクレーマーで事務所がかつてない異常な状況になってしまった。課の垣根を越えて対応しなくてはならずお客様一人一人に全力で対応した。 記録が不明な部分を確認し、すぐ解決できるものは即座に処理し、不明な部分は申し立ててもらい、今後の経過見通しを説明し、記録の有無とその結果に伴う年金額の変更などを相手にわかってもらうように対応した。 反省点・・・・年金をはじめとする社会保険というものは、病気や怪我、老化による生産能力の低下という、人が人である以上避けられないリスクをカバー(保障)するものであり、それはほとんど全ての国民に関係してくるものであり、それだけに関心が高く信用が大切な仕事である。 年金制度発足から多くの変わりゆく社会情勢の中で社会保険事業も各時代において対応してきた経緯はあるが、いつの間にかその変化への対応の中に、「国民の目線」というものが抜け落ちてしまったまま進んでしまい、その結果が「年金記録問題」という形で満天下にさらけ出されてしまった。いろいろな立場でいろいろな言い分はあるにせよ一度失った「国民の信用」を回復するのはなかなか難しい。 これまで社会保険に携わった全ての者がその責任を認識し、信頼回復のため、皆が一丸となって最大限努力し続けるべきである。
8114	地方庁	社会保険事務所課長級以上	世間一般の皆様は、年金記録が判明した場合、年金額が増えるとお考えですが、まれに、現在受給中の年金額が減る方がおいでます。 第四種にご加入された方で、昔の低い、標準報酬月額の追加により平均標準報酬月額が低下する場合や、遺族年金を短期要件で受給なさっている方さらに、国民年金の老齢年金受給中の方で、厚生年金期間判明のため、国民年金期間との重複整理により通算老齢年金に変更となり減額となる方、あるいは、厚生年金の通算老齢年金受給者が老齢資格を満たすことになり配偶者の加給年金の過払いが発生することもあります。	「時効特例給付」ということが制定されたように、減額事象が発生する方に対して、従前額を保障するような特例が制定されてもよいのではないでしょうか。	年金記録問題が公になった時点で知りました。	お客様のため、出来うる調査・対応に心がけています。問題発生時から現在もその気持ちは、変わっていません。
8115	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らないです。	マニュアル、通知等で示されたことを、しっかり守ることが大事だとおもいます。	年金対する制度不信、未統合記録の膨大さから、問題の解決には相当の時間が掛かると思いました。 恥ずかしい事ですが、みのもんたさん等のテレビなどのマスコミ報道です。	信頼回復のため親切、丁寧な接客、記録統合を迅速、正確に業務処理に頑張ってきたと思います。 処理後のチェック体制の甘さ、年金制度がわかりづらいため、学校教育などで制度の仕組みな
8116	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	年金記録の確認以外の年金相談に来られたお客様に対しても、旧姓も含め氏名検索をして漏れている記録がないか確認をした方がよいと思います。郵送や電話による本人との接触は、時間と労力を要する割に効率が悪いと思います。しかし、結局のところ不明な記録を明らかにしていくためには、一人ひとりの記録を1件ずつ丁寧に地道に対処していくしかないと思います。	昭和63年4月に年金給付課に配属され、平成元年4月より裁定事務を担うようになりました。審査にあたり氏名索引し、疑重複記録があった場合、本人へ電話や文書で照会しましたが、判明しなかったときは「別人記録」扱いとなり、そのときに、その記録の「本当の持ち主」が現れなかったらどうなるか、年金に結びつくことなく「眠った記録」のままになってしまうのか、とおぼろげに考えていたかと思います。	実際に当時も別人記録による裁定事故も聞いていたので、記録の取り扱いには慎重を期していました。窓口装置で登録されている記録は氏名がカナ表示であったこと、読み方が間違っていたり、別人の記録が登録されていたり、事業所整理記号の登録誤りによる事業所名相違で本人と確認できなかった、問題はたくさんあったと思います。また厚生年金は勿論、国民年金でさえ住所登録がないことが多々ありましたので、本人と確定できる要素が極めて限られていました。払出確認により氏名の漢字確認、国民年金については払出市町村の確認、親や兄弟、知人、同僚、事業主名など裏づけできるものを聴き取り、探り当てていくしかありませんでした。今は、台帳や名簿を窓口装置より検索できるので、以前よりは照合し易くなったと思います。名簿より「原票」の方が扶養家族の記載があり、その情報が決め手となって本人確認ができることが多くあるので助かります。国民年金被保険者台帳のように、厚生年金被保険者も住所登録ができていた
8117	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		今後、「人と金をかけて」国家プロジェクトとして取り組むとの方針が示されている。 特に紙コンの照合作業では、大量の人員を動員しての作業となる。 事業の進捗には、処理体制の構築が重要になる。 厚労省・年金機構の中から「事務能力」「統率力」「分析力」等に優れた者を専任させ体制を構築しなければ、単に人数をかけただけでは進まないと考える。 事業の優先順位を明確にし、目標達成に向け処理体制を構築すべき。	基礎年金番号制度が発足以降、未統合手番は数多く残っているとは、認識していた。 しかし、年金裁定請求時に判明し、時間がかかるが解消されるものと思っていた。 実際に年金記録問題に直面し、年金制度の歴史の深さを実感した。 記録の保管状況等、初めて知ることが数多くでてきた(実際に認識したのは直面してから)。 記録の保管方法を変更するときの切替方法に大きな問題があったのでは、また、年金制度改正時にもきっちり対応できなかったことが大きな要因と考える。	今、振り返ってみると、自分でも「年金記録の重要性(国民の生活に大きな影響を及ぼす)」を意識しながら常に業務に当たっていたかといえば疑問である。深く反省している。 「再裁定により遡及払い額○○円」と聞くと、国民生活に与えた影響の大きさを痛感する。年金は国民生活に密接していることを常に念頭におき業務にあたりたい。
8118	地方庁	その他(社会保険事務局)		「あなたの記録ではないか？」と不特定多数のお客様に場当たり的にお知らせすると、更なる不信感を与えるため、マイクロ・市町村からの住所氏名遷歴の情報でしっかりと記録を確認し、ピンポイントでのお知らせをした方が信頼を得れると思う。 そのためには、社会保険の記録管理の歴史や地域事務所の遷歴等のマニュアル化や人材の教育・育成を行い。また、教育・育成やマニュアル作成ができる人員の確保、人材の採用、優秀なOBの雇用が必要と思う。	年金記録問題は手作業で管理していた以上、どうしても発生した問題だと思う。健保等と比べると40年以上記録を管理しなければいけないため。現に他の国でも起きてる問題だ。 ただ、現状を指をくわえて見ているのではなく手管理記録を機械管理にスムーズに移行することや、どうしても手管理時代に発生した問題への、手厚い救済政策の実施をすばやく行うことが必要と思う。	今までの記録管理の歴史を学習し、当時自分が同じことを行った場合に想定できるミスを考えながら記録の解明を試みた。 また、記録の管理への研修・人材育成が足りなかったと思う。昔の職人かたぎで現場や実践で覚えていくような風潮が見受けられた。新人はそこで学習できるが、そこで対応されたお客さまからするといい迷惑になる。 運転免許を取得するにも、教官が何十時間も同乗し手取り足取り指導しやっと公道で運転できる。 私達もお客様の大事な記録を預かるため、年金記録に精通した教官(先輩)が、つきっきりで1ヶ
8119	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません		マスコミ報道で知ることになりましたが、年金請求時にご本人からの職歴申し立てを受けていましたので、マスコミ報道までは問題意識は薄かったと思います	できる限りの調査を行い、お客様の疑問に答えていく。基礎年金番号付番時に、手番解消のため、現在のような対処策をとっていればよかったのではと思います。
8120	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	これまでのねんきん特別便・定期便でも回答のない方については、こちらから電話・訪問等により接触を図る。また名寄せ等により本人の可能性が高い記録についても、文書ではなく直接接触して確認してもらわなければならない。窓口・電話で対応していて、やはり会社名をお伝えしないとなかなか思い出してもらえない。もちろん上記のような方策はすでに実施されているところではあるが、今後はさらに対応人数を増やし(社会保険庁OBにも協力を求める)、人海戦術であたるよりほかないものと考える。	年金給付課に配属された際、裁定請求受付時に氏名索引を行い記録の確認をするものとされていたが、当時はこちらから具体的な会社名を伝えてはいけないということになっていた。裁定請求の受付・審査をする中で、今となっては統合できた記録も多数あったのでは、と思う。 さまざまな原因が重なり合った問題であるという認識。記録の管理方法、オンラインシステムへの不完全な収録、進達時の漏れや誤り、事務所窓口での不親切さ、また被保険者・受給者・事業所の意識の低さなど…「社保庁の怠慢」という言で片付けられる問題ではない。ネットワークシステムの発達した現在の価値基準で、単純に60年前の記録管理の問題をどうこう言うのはいかがなものか、と思う。かといって「そういう時代だった」で済む話ではなく、職員それぞれが年金記録の重要性をきちんと認識し、その時々で最善の仕事をしていれば、ここまで大きな問題にはな	年金窓口においては、疑わしい記録についてなるべくヒントを与え、何とか思い出してもらえるよう微力ながら努めた。また、業務(適用)課にいたときには、なるべく疑重複での新番払出しをしないようにした。記録問題が表面化するまでは、その程度のことしかできていなかった。 今と違って他事務所・他県の情報が共有できていなかったこと。「一人ひとつの番号」(国年と厚年で2つはやむをえないとしても)といいながら、被保険者・事業所の申し出任せで疑重複調査・名寄せが不完全であったこと。「年金請求時に確認すればよい」という考えでありながら、その際の情報提供が不十分であり、「本人が申し出しないとダメ」という姿勢であったこと。入口(加入時)と出口(年金請求)での記録の管理が適切にできていなかったことが大きな反省点であると考える。
8121	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません	何をもって解決とするのかがわからない。どこまでやればこの問題が解決したと世間(というよりマスコミ報道)が認識するのかによるのではないか。	民主党がこの問題を指摘し始めてから。平成19年2月頃 基礎年金番号に結びついていない(結び付けられない)記録があるという問題。	知った時点ではもうどうしようもない状態であった。 社会保険庁というよりは、国の年金制度に対する姿勢にそもそもの問題があった。国民全員の記録を正確に記録し、長期間にわたって管理するという絶対的な義務を怠かから放棄していたことが全ての原因だと思う。
8122	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません	特にありません	1人に複数手番を払い出している事実は、勤務当初から承知していましたが、いずれ裁定請求時に統合されるものと上司から指導を受けており、特に問題意識はありませんでした。	法律上、年金の裁定は請求者の請求に基づき行われることとなっており、請求人様からのアクションをお待ちするような体勢であったことが、今回の問題に起因していると考えています。 ただし、DV被害者等が名前を変えて就職(資格取得)されたり、年齢をさば読んで加入される事例も多々あり、5000万件その全てが社会保険庁の記録管理がずさんであるとの国会審議やマスコミ報道に対しては、長年この仕事に携わった者として大変憤りを感じています。
8123	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録を整備をした場合に減額となる方については、再裁定に応じないため統合処理をしておりません。最後のお一人まで記録を整備しないと年金記録問題が解決しないのであれば、これらに関する手帳番号の整理はどうするのか。	最後のお一人まで解決するためには、旧台帳を含め全ての記録をオンラインに登録し、1件づつ確認するしかないと思います。	昭和61年の法律改正後も各制度ごとに記録を管理しつづけており、加入記録の一本化にたいする業務改善のスピードも遅く、基礎年金制度を導入しても、年金給付請求をする際の確認作業は相当な困難が生じると思っていました。	国民年金担当の時には、資格の取得・喪失が一致するように、台帳に厚生年金・船員保険の年金番号を記録したり、配偶者の年金番号を記入し、種別の管理が確認できるようにしていました。また、平成9年以降は、氏名検索などにより確認できた記録については、本人に職歴確認し統合処理をおこなうなど受給権の確保が一番重要と考えて業務をおこなっています。 本人の申立や請求により事務処理を進める体制が問題であると思います。何通も発行された年金手帳や被保険者証を本人が紛失してしまう、老齢により勤めた会社を忘れてしまう、突然家族が亡くなって過去のことがわからなくなるなど、いろいろな出来事が起きた場合の対応が的確にできず国民に負担を与えることが多いと思います。強制的に保険料の徴収や差し押さえなどを行いながら、何も連絡などがなく確認することができなかったという方が多いので、ターンアラウンドや定期便などが20年早く実施できていればと思うことはあります。
8124	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般的に知られていることしか知りません。	この問題を通じて職員ひとりひとりが年金記録管理の徹底を強く意識するようになったと思うので、自分の行っている業務を、マニュアルどおりに処理されているか、コンプライアンスに違反していないかなどを改めて確認し、また、マニュアル等もっと具体的なものにするべきであると考えます。	コンプライアンスが徹底されておらず、してはいけないという認識がなければ、いくらでも起こりうる問題だと思います。業務外閲覧の問題を知ったのは、この職場に入った平成17年頃でした。 また、専門的な業務に携わっていなかったため、国民年金の免除不適正処理や標準報酬の改ざんは、ニュースなどで報道されるようになるまで知りませんでした。	当たり前にやろうとしている業務に対し、コンプライアンスに違反していないかなど、再度確認するようになりました。反省点としては、しっかりとした業務マニュアルがなかったこと、また、コンプライアンスが徹底されてなかったところにあると思います。
8125	地方庁	その他(社会保険事務所)		とにかく職員全員で、1件1件処理を進めていくしかないと思います。 また、今まで以上に国民の皆様に年金制度を知ってもらい興味を持ってもらえるよう、広報等をさらにしていくべきだと思います。	浮いた年金記録と報道された2，3年前に記録問題を認識しましたが、年金制度に対する国民への周知不足と社会保険庁の記録管理が徹底されていなかったことによるものだと思いました。	窓口や電話等でお客様対応の際、なるべく理解していただけるよう努めました。 この問題は、社会保険庁のずさんな管理の問題だけではなく、制度を何度も何度もつぎはぎに改正して複雑になってしまったことにも問題はあると思いますが、変わっていく時代に合わせきれないこともまた難しいところだと思います。 とにかく信頼回復にむけ、ひたすらやっていくしかないと思っています。
8126	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		黙々と事務を進め、地道に解決するしかないと思います。		

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8127	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	ありません。	厚生年金保険の加入記録や国民年金の納付記録の、漏れや誤入力により 年金が低額となること。 平成19年7月頃。	電話や窓口対応時に、 (1)加入や納付記録漏れがないか？ (2)算定結果が1桁すくなくないか？ を注視するようになった。 国民年金の記録を市区町村とデータ交換を行っていた頃の漏れ、 滞納事業所の報酬訂正を強いていた、 算定基礎届提出後、事業所が保険料や算出内訳のチェックをやっていない、やりきれない、などが問題であった。
8128	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	把握しておりません。	現時点に行われている対策ですが、5000万件の記録統合や、8．5億件の紙台帳との照合により記録の正確性の確保や、定期便等による記録の確認を定期的にお客様にお願いすることが問題の解決につながると考えております。	入省して間もないころ、社会保険事務所で研修した時に、年金相談の際にお客様から就労の状況を聞いて、オンラインで出てこない記録の補正を紙台帳を参照して見つけていることを業務として紹介されました。その際は、通常の業務と考えていたのですが、今考えてみれば、オンライン上に登載されていない記録があることを示すものであり、その時点で問題と認識することができませんでした。 問題として認識したのは、国会での議論や報道等で年金記録問題が構論されるようになった時であり、	年金記録問題が問題となった以降に年金業務に携わったのは社会保険庁に配属された平成21年7月以降であり、平成21年7月以降は、配置された職務に全力を尽くすことで、年金記録問題への解決に少しでも貢献できればと考えております。 この問題の反省点ですが、問題のある状態で業務を進められていながら、当たり前と思われて業務がなされていたことが反省点として挙げられると考えます。このため、普段の業務での疑問やお客様から寄せられる疑問に対して、職員がより敏感に対応することが必要ではないかと考え
8129	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	・公的年金制度への信頼回復 「国家プロジェクト」として、正規職員、准職員、有期職員で、最優先事業として取り組む。大幅な人員強化。	厚生年金については、事業所の届出誤りによるものも多数あると思っていた。 多くの人が、基礎年金番号に未統合の記録についても、「消えた年金」として捉えていると思った。 マスコミの報道があった時。	窓口対応では、基礎年金番号制度に統合されたことについて説明をし、記録が統合されていない場合も、決して消えてはいないことを説明した。 基礎年金番号導入時に、解決できたこともあったと思います。
8130	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		年金記録問題がマスコミで取り上げられるようになりその存在に気づいたが、基礎年金番号へのオンライン上における未統合分に過ぎないものと認識していた。しかしながら、記録問題における記録の補正の過程でオンライン上に現れない記録が大量にありつつ名前、生年月日、及び性別等これほど未整備のものがあったことに正直驚いた。	年金記録問題の解決に向け早々に記録補正に取り組み、被保険者等へ解決を図るべきと思う反面、どうして今まで記録の整備が実施されなかったのか、またオンライン移行時にもっと入念に記録の確認を実施しなかったのかという疑問も持ち上がった。記録の整備に向けスピード感を持って全庁あげて取り組み問題解決を図っていく一方で人的な疲弊も小さくないと感じています。さて、これまで財政や経済あるいは政治情勢等により年金制度が改正に次ぐ改正で複雑になっており、各種届書や申請書など多岐に亘っています。年金制度自体の信常的な安定が被保険者の皆様の信用・信頼を勝ち得るものであり、そこに携わる人材の育成が必要であると認識し
8131	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	一刻も早い解決よりも、外圧にばかり左右されず、 着実に、確実、丁寧な対応、処理を進めていく 方法をとっていく方がよいと思われる。 それほど、造り上げられた制度そのものが、複雑 化しすぎているので。 周りにはそれが、理解できないし、簡単にできる ものだと考えている。	ここまで、大きな失策があるとは思わなかった。 本人が忘れたままの手帳記号番号、受給資格がない者の 手帳記号番号。として資格と結びつかないままの年金記録 があるくらいの認識だった。	年金の作業などもう一度一生懸命行って、正確な記録を再確認 するしかないと思った。市民の申し立てを誠意を持って、聞き取り をして、 反省としては、過剰な労働組合活動とその取り決めに縛られ、甘 えていった職員の事なかれ主義があったと思う。
8132	地方庁	その他(社会保険事務局)	年金記録問題には、社会保険事務所職員の責任だけではなく、お勤めされていた会社の認識不足や手続き誤り、被保険者の認識不足も大きな要因になっていること。	本人と思われる記録がある方で郵送でのやり取りしか出来ない方に対する個別訪問。 郵送や電話でのやり取りでは自分の意思がうまく伝わらないケースが多く、記録の調査にも限界があります。	基礎年金番号になった時に浮いている番号が多いことに驚いた。 他の職員(先輩)にそのことを聞いたが、年金の請求時に確認をして統合するから大丈夫だと教わった。 その時は、そのように理解したが、実際に年金相談窓口の担当になってみると、短期間の記録はほとんどの方が思い出せず、なんとか思い出してもらおうと努力をした。実際に納付したお金が自分の年金に反映できないのでは制度事体に問題があるのではないかと思った。	少しでも多くの方に記録を思い出してもらおうと丁寧な対応を心がけた。 複雑な制度と説明不足、さらに、若年層への周知不足。
8133	地方庁	その他(社会保険事務所)	既に表面化し問題とされていること以外にさらに問題があるかということについては、現時点では、私は知りません。	(6)で記載しましたように現時点では、更なる問題を知りませんが、さらに問題があるようでしたら、その解決に向け今以上の努力をさせていただきます。	既に指摘されているとおり、裁定請求時にご本人様に確認・統合・整備すればよいという当時の社会保険庁の雰囲気に私自身も流されていたのも事実です。 また、長妻大臣にさまざまな問題を指摘いただくまで、年金記録がこのような状態になっていることを知りませんでした。今、大変恥ずかしく思います。	意識改革。お客様のご指摘やお叱りを真摯に受け止め、ご照会いただいた場合には、考えられるあらゆる可能性を探り、正しい年金記録に回復するべく取り組みました。 ただ、このような意識改革への取り組みが私自身のみならず、組織全体でももっと早い時期にできていれば、国民の皆様へご迷惑・ご心配をおかけする度合いをもっと縮小することができたのではないかと悔やまれます。
8134	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	時間をかけて少しずつ解決していくものと思います。	誤入力によるものと認識していました。 世間で年金記録問題として取り上げるようになってからです。げんざいの	現在の事務処理を正確に行っていくことしかないと思っています。 もう少し一人一人が事務処理のチェックについて重要さを認識する必要があったのではないかと思います。
8135	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていない問題については、知りません。	期間確認調査依頼票・特別便・定期便など本人より提出された調査依頼に基づき一つ一つ確実に人による調査確認を進めるとともに、払出簿・事業所名簿・被保険者名簿の電子化を活用し機械によるデーター抽出・補正や突合を行う。	過去の紙台帳からオンラインへの切替作業並びに年金番号導入時において過渡期の状況何度か発生し、非常に根の深いそして簡単には解決できない問題と認識していました。基礎年金番号導入の準備作業を健康保険厚生年金適用課の係長として行っていた平成8年11月頃	基礎年金番号導入時から被保険者の方たちに対して積極的に手番の登録手続きをするように働きかけてきました。また、ここ1年間は、1件でも多くの解決に向けて迅速かつ正確に調査回答を日々心がけながらねんきん記録の問題に取り組んできました。この問題について反省すべき点は、基礎年金番号導入時から約11年間被保険者に対して受動的で積極的に登録作業が進
8136	地方庁	社会保険事務所課長級以上	年金記録問題として新聞、テレビ、雑誌等で、詳しく報道されており、報道されたもの以外は、知りません。	年金記録問題発生以前は、本人の申し出た記録のみにより、年金決定し、申し出の無い他の記録があっても積極的にはお知らせしていませんでした。 その結果がつもりに積もって、いわゆる5000万件の問題が発生しました。 過去の年金記録については、現在使用されていない、『被保険者名簿』や『国民年金被保険者台帳』に記載されたものをコンピュータに切り替え入力しており、実際に名簿・台帳を取り扱っていた職員の協力は欠かせません。年金記録調査には、いわゆる『職人技』的なものが存在すると、思います。 このような人材を活用して、記録問題解決に役立てていただきたい。	年金記録問題発生以前、年金相談時に氏名索引し、所在地や加入期間から本人の記録にほぼ間違いないと判断しても、会社名を覚えていなければ統合してはいけないといわれており、もやもやした思いを記憶しています。	お客様の記憶を呼び起こすため、出身地、住所変更履歴、どのようなお仕事をこれまで行って来たかを、なるべく詳しくお聞かせ願って、請求漏れの防止に努めてきました。 お客様混雑時には、年金記録の確認に十分な時間が取れなくて、請求漏れが発生してしまっていた可能性があります。
8137	地方庁	社会保険事務所課長級以上	公表されている以外の問題は知りません。		平成9年1月からの基礎年金番号の導入後の厚生年金、国民年金等の手番登録が完了していないことによるものが大半と認識しておりました。また、このような問題が存在することを知ったのは平成19年6月頃と記憶しております。	お客様の高齢化並びに長期間経過している状況等を踏まえ、出来る限りお客様の立場にたった対応を心がけるようにいたしました。 反省点としては、基礎年金番号導入の際にお送りした「基礎年金番号のお知らせ」の「ご照会」内容の中に基礎年金番号以外の年金番号をお持ちの方は、年金番号を記入して返送していただき手番登録を行っていたならば、このような多くのお客様方にご不安をお掛けすることにならなかったのではないかと思われます。
8138	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	特にありません	年金制度への不安、社会保険庁への不満を増幅させた問題であり、真摯にうけとめ反省し、解決にむけ取り組まなければならない問題だったと思います。 複数の年金手帳記号番号をもっている方は、基礎年金番号導入以後、最終的に年金をもらう時点で記録が統合されるように対応がとられていたので、平成19年6月以降、マスコミに大々的に取り上げられ、「消えた年金」という言葉が使われだした頃から、これは大変なことになったと思いました。	[redacted] 毎日、特に3号関係の多くの問い合わせを、窓口や電話で受けており、この対応に業務の大半が取られ、作業の遅延を招いてしまったことは否めないものと思っています。
8139	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		社会保険庁(1月以降は、日本年金機構)が一丸となって、国民の不安・不信を払拭すべく、真摯に業務を行うこと。現に、職員は、解決に向けて努力しているので、それを国民に分かりやすくお伝えすることも重要と考えます。	いわゆる期間調査と呼ばれる業務は以前から各社会保険事務所に行われており、オンライン記録に収録されていない記録が一部あるという認識はありました。時期については、入庁し健保厚年の適用課に在籍していた頃です。	自分自身は期間調査自体を行う業務は担当しませんでしたが、窓口や電話で、期間についてのご相談や期間調査申請の用紙を受付する業務は行っていましたので、お客様に納得いただける結果となるよう、詳細にお話をお聞きしたりすることにより、期間調査をしやすくなるように心がけ
8140	地方庁	その他(社会保険事務所)		手番の持ち主を特定するために。 ・厚年記録の収録(カセットオープン) ・国年手番で住所未収録記録の住所収録 受給者最優先で、マイクロ(台帳)との突合を行う。 未統合手番のなかで、そもそも統合の必要がないもの(平成9年以前死亡者など)と、本当に未統合と思われるものを振り分ける。	マスコミで連日報道されるようになるまでは、これほど大問題になるとは思っていなかったし、知らなかった。未統合手番の多さに驚いたとともに、台帳と記録の相違に偶然遭遇したことは過去にあったので、なぜ放置されていたのか疑問に思った。 基礎年金番号導入時など、過去に記録を整備するタイミングはあったので、本庁など記録管理部門にも問題があったと思う。	これまで以上に素早い対応や丁寧な対応をこころがけた。 思いついた順に、到底無理な期限を現場無視で決定し、事業実施をしていたように思う。計画が常に限界ぎりぎりなので、想定外の事態に即時に対応できない。 圧倒的に人員不足。 現場職員の知識・経験則に頼らざるをえない体制。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8141	地方庁	社会保険事務所課長級以上	今まで知られていること以外は、わからない。	サービス向上に努めるなど、制度への信用を回復すること。	統合されていない手帳番号があることは認識していたが、以前から年金相談の窓口で聞き取り等を行い、判明した手帳番号は統合するようにしていました。ほとんどが、本人が年金手帳を紛失し、再交付の手続きをせずに、次に就職した会社で新しい手帳番号を払い出しているケースであり、年金請求時に統合を行わざるを得なかったように思います。オンライン記録に収録されていないからなのか昭和30年頃以前の旧台帳の未統合記録が多いように思いますが、昭和17年の厚生年金の制度発足時より住所等、他の方法で年金記録を管理できればもう少し効率的に記録の特定へ結びついたのかもしれませんが、当時の状況では難しかったのかもしれません。ただ、紙で管理せざるを得なかった時代においても、当時の職員の方が思いつかなかった何か他の有効な方法で年金記録を管理していくことができたのかもしれません。	
8142	地方庁	社会保険事務所課長級以上		年金記録、事務処理システム、年金制度そのものが膨大で複雑すぎることが解決を困難にしている。 まず、現職としては今できることを最大限に努力すること。 1制度そのものを過去にさかのぼって変えることはできないが、不利益となる者を救済するための法的措置や対応策に努めること。また、複雑煩雑な事務手続きを避けるために簡素化を図ること。 2解決が困難であることについても、国民の多くの皆様からの理解と協力が常に得られるよう努めること。広報などを効果的に継続すること。 3記録管理、事務処理システムの中核である社会保険業務センターの機能強化と有効的な活用を図ること。事務所のためのセンターであることも重要。特別便の回答を長期間かかえ処理を事務所の回送したことや再裁定に時間と人力がかかることは大きな打撃となっている。現状を総括	現在は大きな問題であること十分に認識している。 しかしながら、記録問題は当初から存在していたはずである。当時の対応が正しいという前提にあっては問題意識は現在とは異なっていた。些細なことでも問題として対処していなかったことは、事務処理上だけではなく、制度運営上も同じように認識に乏しかった。また、組織全体が問題意識をしていなかったと思われる。	(8)のとおり、個人の、組織としての問題意識の前提が異なっていたこと、意識をすることの対応、適切な対応をしてこなかったことが今日までの制度運営上続いていたことが最大の反省点。
8143	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	特別便、定期便等である程度確認が進んでいますが、マイクロ等でも記録を確認するのに非常に時間がかかるので、システム化を進めていくことが解決を早める一つの手段だと思われます。	個人の財産に関わる重要な問題であると認識していました。 年金記録問題が存在することを知ったのはいつ頃かというは難しいですが、基礎年金番号導入時に番号を一本化するということが徹底されていないということは感じていました。また昨今報道されるようになってから、初めて知った問題もありました。	年金給付課に配属された時は、お客様の記録について、出来る限り記録を確認し(窓口で確認した書類や他事務所から回送された書類についても再度別の読み方等で再チェックし、受給もれが無いように努めました。 また、この問題についての反省点ですが、制度発足当時からとはいえませんが、もっと前から特別便や定期便のように、定期的に自分の記録を確認できるシステムがあれば、このような問題はかなり防げたのではないかと思われます。
8144	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	国民年金の納付記録については、市区町村のもつ資料を電子データ化し、本人の特定に努めること。ただ、限界があることは広報すべきと思います。厚生年金は基本的にはご本人の申出による確認が必要のため、確認に備え帳簿データの電子化を進めご照会に対して回答の精度を上げること。また、行政として限界があることのも事実であり、どこまで人、金銭などを使っていくのかについて国民の方へ説明とご理解をいただくこと。行政がどこまで個人データを管理し、またコストを掛けていくのかについて国民の方に確認する必要があると思います。	制度のつくりに問題があると思います。役所は誤りがない、会社は正しく届を出すとのベースが法律、事務処理の前提に立っているため問題を大きくしたと思います。複数の年金番号が払い出され、役所側からはそれを止めることは実質出来ずどうしようもないと思っていました。個人の記録が国の完全な管理とはなっておらず、入庁時より記録確認の難しさを感じておりました。その解消に向けての基礎年金番号化と思いますが、過去の記録とのリンクにはご本人の申出が必要であり、過去記録を整理していくのは難しいと思っていました。	人手とお客様の協力がなければ進まない作業であり、自分の経験を使いお客様の立場に立ち、一件一件聞き取りをすすめ整理するしかないと考えます。反省は、問題表面化する前に、解決に向け時代の要請より一歩前の事務処理、考えを持っていなかったことです。また、個人としては労働組合員として国民の不利益になる運動もしてしまったこと、合理化反対などです。時代、世論の一歩先を行く職場を目指すこと、実行することが出来なかったことです。出来て入れは感謝され、信頼される職場になったんだろうなと考えます。
8145	地方庁	社会保険事務所課長級以上	被保険者記録の旧台帳記録がオープンになっていないものがある。	記録係りに増員して1日でも早く全ての力セット開きをするべきである。	統台帳の被保険者記録がコンピューター上の記録に漏れがこれほど多いとは思ってもいなかった。 平成19年の秋頃。	リストに払い出し簿により氏名の記入、払い出し簿で確認できない氏名の漢字を名簿により確認作業。
8146	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	地道に一つ一つ確認していく以外無いかと考えます。	我が組織における記録管理のあり方ならびに考え方の甘さが、国民の皆様の制度への不信をまねき、由々しき事態を生じさせたものと考えています。 確かに手書き台帳管理時代においての氏名字体の記載誤り等は、過去にも存在し、承知しておりましたが、これほどまでの件数が存在していたことは、今回の年金記録問題の発覚によりはじめて知りえた状態でした。	お客様のお申立を聴き、記録の確認に努めてきたところです。 しかし、保有するデータに他人記録が収録されているなど、根本的な管理システム(統台帳→パンチ入力等)においてのチェックの不十分さ等から生じた人為的ミスによるものが多数見受けられること。今でこそ基礎年金番号にて記録管理をおこない重複付番は避けられるとは考えられるが、過去における制度毎の付番においては、制度間のみならず、同一制度内での重複付番も多くみられ、これら付番時の確認の徹底がなされていなかったことが反省点と考えます。
8147	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	自分にできることは、日々の仕事を、精一杯やっていくだけです。 どんな事にも、誠実に対応したいと思います。	財政再計算で年金の関心が集まっているところに、未納問題が発生し、マスコミも社保庁バッシングとなった。資金運用や使い方まで話題となった。それらが、いまでも尾を引いていると思います。もうすでに、5.6年になると思います。	やはり、毎日の仕事の積み重ねだと思います。仕事を遅延なく、迅速にこなしていく事が、信用回復の道だと思います。そして、国民の皆様の不満は、制度そのものに起因している場合が多いので、現場から、法改正やシステム改善に声をあげていくことが大事だと思います。今後ますます増える記録訂正のために、消して入れていくのではなく、ピンポイントで補正ができるよう、システム改善等を切に要望します。
8148	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	年金記録問題に対応する職員をもっと配置させ、各部門の実態及び進捗管理を徹底すべきではないかと考える(実態を把握していないことが考えられ、想定外の作業が出てきて、そのたびに処理を行っていることで、時間を要していると思われる。)	個々人の年金手帳記号番号が複数存在し、かつ、その記録が統合されておらず、適切な記録となっていない。 社会保険事務所に出向時、オンライン記録に存在せず、個々人から記録資格記録照会を申請され、事務所内の台帳やマイクロフィルムなどを探し、見つかったら記録を入力していた状況を考えると、それが今回の問題を知り得た時ではないかと考える。	オンラインに記録がないものについては、本人からの資格記録の照会にかかわらず、その時点で紙による台帳をすべてオンライン上に登録しておくべきではなかったかと考える。
8149	地方庁	その他(社会保険事務所)	現在庁内で問題になっている事例やマスコミ等で報道されていることで出つくしているとおもいます。	今後は手番記録を減らしていく努力はもちろんのこと、取得時に疑重複を出さないことが重要であるとおもいます。職員はもちろんのこと事業主、被保険者の意識を高める広報を行う必要があるとおもいます。	過去何度か年金相談を行ってきたが氏名検索から多数の番号が出てくるなかで相談者が会社名を思い出せない数ヶ月ぐらいなら別にいらないなどと言う相談者がいて凹がゆい思いをしてきた。今では会社名を本人にてたえ確認を求めることができるようになったが、2～3年前まではヒントを言うだけで会社名を伝えてはいけない取り扱いとなっていたためクイズをしているかのような状態であった。これでは手番記録がいつまでたっても減らないとおもっていた。また氏名検索でカセット収録になっているものも多数あったがなぜ長年おなじような状態であるのか、疑問を	何とか思い出してもらうように相談者に対応してきましたが高齢の受給者にとって若いころの職歴を思い出すことよりわけ1～2ヶ月学生時代のアルバイトなどは会社名を伝えてもかなり難しいことと思う。被保険者、受給者一人一人が我々のオーナーであることを再認識して今後も対応していくことが重要であると思う。
8150	地方庁	社会保険事務所課長級以上	福岡県においては、久留米(水害)・直方(事務所火災)等で、名簿・払出簿の欠落が多く存在すること。これまでは、全てとは言えないが、事業所からの協力等により復元されていると聞かされていました。また、平成19年6月の年金記録問題が勃発される以前は、照会件数も少なく(特に戦前等の古い記録)・回答内容についても、ほとんどのケースで納得いただいていたのではないでしょうか？ところが勃発後は、納得いかないという声が高まり、ふたを開けてみたら、氏名相違・生年月日相違・カセット記録・未登録手番等事務的なミスが要因だったのではないかと思っています。宙に浮いた年金以外にも、宙にも浮かんでいない年金もまだまだたくさん存在します。それは、未登録手番です。全てが年金に結びつくものではないと思われますが、遺漏漏れや・風水害による名簿消失(焼失)等原因は様々です。 調査する側では、どこまで調査すべきかが問われます。回答までの時間を優先すべきなのか・調査内容を重視すべきかいつも判断に困ります。名簿・払出簿と徐々に電子化へ移行していきますが、どの程度のものになるのか心配です。 7月より実施された、全国事業所検索システムについても、ひどい話でした。立ち上げは各事務所任せ。それできちんと対応せよとの指示では・・・。また、収録されているデータについても、本庁サイドでどの程度把握されているのか疑問に思います。 福岡県においては、原簿を途中で書換えて保管していたため、全喪している事業所が書換えの時点で欠落していたり、事業所の変遷が不十分な状態で管理されていたりとデータ的に問題があるのではないかと懸念しています。そのデータを基に検索し、他庁照会はしない・該当事業所なしで回答書を作成せよとは余りにも無謀すぎます。事前にいろんなケースをもっと想定した上で導入すべきだったのではないか。このことが結果的に回答までの時間を優先するのか、調査内容を優先するのかの違いだと思います。そういった状況でいいのか心配です。 世間一般の問題かはわかりませんが、記録改ざんと思われる事案がありました。結果は事務処理誤りで終焉しているようですが、結果リスト等を廃棄したり、別のありえない記録を追加させた上で、判明しましたかのように事業所記号まで入力されていました。(記号は存在しないもの) 同一人物で2件。年金の支払いも通常より早く支払われておりその後調整する形で何事も無く片付けられている状況です。支払いが絡む問題ですが、本庁サイドでも慎重に処理がなされなかったのか不思議です。 これ以外にも判明していないものも多数あるのではないかと思います。	①風水害による名簿消失(焼失)分の調査については、どの程度の調査を行うべきなのか指示してほしい。 払出簿のよる調査についても同様であるが、名簿は完全に欠落しているため、最終手段として払出簿の調査を行っています。すべてが払出順になっているわけではないため、既存の名簿から一定のあたりをつけ調査する方法をとっている。申出の期間が相違すれば見落としもありうる。3月末までに払出簿の電子化が行われますが、どの程度の検索機能があるのでしょうか？また、払出簿についても、各県でも種類も違っておりますが、正しい情報がどれだけ収録されているのか調査済みでしょうか？事業所検索システム同様のデータでは十分とはいえません。 ②年金記録については、不安・不満がまだまだ続きそうです。払拭する手立ては思いつきません。問合せ件数が増加すれば、必然と回答までの時間も要します。電子化・機械化することで解消する以外にはないかと思われます。それには、①で述べたとおり正確なデータが必要です。 ③力セット記録については、この間人員的配慮で処理をされていましたが、未登録手番については、いかがでしょうか？福岡では事故手番と呼んでおりますが、遺漏漏れによるデータ無しの番号です。水害・火災によるものです。当時どういった対応がなされていたのかさえ判りません。一定の整理が必要ではないかと思われます。 ④これまでの期間照会(調査)業務については、殆どの職場でベテランの職員が担当していたと記憶しています。当然照会件数も今と比べれば少なかったのですが、長年の経験を生かした仕事だと思います。古い地名・名称など正式名称でない呼び名等を知っていることが重要と思われる。しかし、現状は、若い職員が一定の知識とPC等の機械による操作対応で行っているため、逆に見つかるはずの記録が見つからないという問題も起こっていると思います。 ⑤不正処理については、11月より基礎年金番号による補正処理については、一定のガードがかけられましたので非常に良いことと思われます。実際には携わる係ではないため判りませんが、喪失者ファイルについても同様のシステムを導入すべきと思われます。 質問の内容とは相違していると思われますが以上です。		
8151	本庁	その他(本庁)	特になし	時間とお金をかけ、組織全体で取り組むこと	存在を知ったのは、マスコミ等で大きく取り上げられた3、4年ぐらい前で、被保険者記録の未統合の手番が多く存在するという認識であった。	被保険者一人一人と相談し統合していくようにした。 受給時点ですべての記録を一緒にするという認識が一般的だったのが問題であった。
8152	地方庁	その他(社会保険事務所)		国民の立場に立った救済策が必要であるため法整備を進める。	期間照会業務に携わっていた6年ほど前、本人の記憶にだけ頼った調査であったため所在地、事業所名の相違により本人と特定できない記録が少なからずあることは認識していた。それにより、正しい年金記録にならないという懸念もあった。	できる限り本人の記録として結びつけられるよう聴取をおこなうも、当時の厚生年金記録は住所登録がなかったために調査が困難であった。住所登録が始まった基礎年金番号導入時点で特別便のようなシステムを構築し国民に周知すべきであった。
8153	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げていません。	事業所名簿検索システムで検索する上でのヒントとして、インターネットで事業所名の変遷を調べたりできるよう期間調査業務の課にインターネットに接続できるPCを設置すると調査の効率が上がるのではないかと思います。	宙に浮いた記録が5000万件もあるとの報道により、それほどまで未統合の記録があるのかということを知り、年金記録を取り扱う職務を行っている者として、被保険者の皆様に対し申し訳なく思います。	ご照会のあった方々に対しては、1件1件真摯に対応していくしかないと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8154	本庁	その他(本庁)	特になし	熟練した人的資源の投入による精査、処理のスピードアップとともに抜本的なシステム改修(または新規システムの構築)を行い、年金問題が起こらない環境を整える。	<認識> 解決を最も優先すべき問題。 <時期> 新聞で取り上げ始めた頃。	<対応> 事務所にいたときは、相談を受けたら即座に書式を整えて業務センターへと進達していた。 業務センターでは、上から示される業務量を遅れが出ないように片付けている。 <反省点> 人的資源の投入が遅く、行き当たりばったりの計画で解決を図ろうとしていること。そのため、いたるところに歪寄せが行っており、どこもかしこも手一杯で首が回らなくなっている。 業務量が増えても人が増えるわけではないので、何か新しい業務(報告なりなんなり)を要求されるたびに、処理が遅くなっている。
8155	地方庁	その他(社会保険事務局)				
8156	地方庁	社会保険事務所課長級以上	私が昭和59年採用された当時、国民年金の業務は、コンピュータが導入されておらず、紙台帳に資格関係、住所氏名等の変更、納付記録等の消しこみを行っておりましたが、、その作業をする際、紙台帳がどうしても見つからないない場合がありました。 特に転出入のとき、その台帳が郵送で転出先の社会保険事務所へ送付することで処理していくので、今から考えると紛失等事故があってもおかしくない処理システムだったと思います。	社会保険事務所職員に対しての見方がここまで失墜すると限界があるように感じます。そのため、第3者期間などで処理を実施し、記録問題解決宣言をする方法しかないように感じます。	制度の変更や改正及び国民の制度理解不足、行政側の周知不足等が引き起こしたみんなの問題であると思います。 なお、問題が発生したことを知ったのは、平成18年年夏ごろと思います。	国民の目線に立って対応している。国民の勘違いも多く存在しているので、理解してもらうようにつとめているところです。また、記録漏れ等の依頼を受けたところ調査に時間がかかり、迅速な回答ができないことが申し訳なく思っています。
8157	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	無し	相当な知識と経験を持って、1件1件丁寧に対応する必要がある。		
8158	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		でき得る限りの取組はこれまでも実施してきているものと思料。	平成19年6月以降、年金記録問題検証委員会の報告書のとおりの認識。	平成19年7月以降、累次の対応方針に沿って、でき得る限りの取組をこれまで実施しているものと思料。
8159	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じません。		基礎年金番号制度導入後の手帳番号の統合について名寄せを行い、対象者へ照会しているが、お客様から制度が始まってから照会が来るまで時間がかかりすぎているとの批判を受けたことがありました。 制度導入時点でもう少し早く統合処理ができる状況であれば良かったと思います。	自分自身は、本人の届出がされていない結果であり、記録がなくなっているという認識がなかったことが、今考えると反省しなければならないと思います。
8160	本庁	その他(本庁)	特にありません。	上記(6)については、特にありません。	そもそも、年金請求時に加入期間の確認・整備を行うものという既成概念しかなく、それが普通としか考えていなかった。また、未統合の記録が5000万件あることも知らなかった。 記録問題の存在を知ったのは、報道があった平成19年4月頃。	上記(8)のとおり、記録問題を認識していなかったので特に対応したと言えるようなことはないが、基礎年金番号導入後は、気が付いた時には、未統合の手番を基礎年金番号に統合するよう促していた。 これまで指摘されてきたとおり、申請主義という受身の体制を時代のニーズに沿って転換するタ
8161	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	特になし	現状進められている対応について、一つ一つ確実に進める。可能であれば一度に二重の作業とならないように段階を踏んで対応する。	基礎年金番号導入後、資格取得時、年金裁定時に徐々に手帳番号は一つになるものと認識。 (1人が複数の番号を有している場合があることは承知していたが、年金決定時に確認の認識) 基礎年金番号導入は1人一番号を目的。 現状の記録漏れという認識はなかった。	基礎年金番号の徹底。
8162	地方庁	社会保険事務所課長級以上		正直言って記録問題は大変時間のかかる作業だと思います。 粘り強く着実に進めるしかないと思います。 お客様にとってはなかなか理解しがたいことだと思いますが、 連日、調査の回答や再計算の期間に対する苦情の説得に 多くの時間を費やしていると本来の調査等が進まず悪循環に感じます。 理解されがたいことは承知ですが、しっかりと調査完結するためにも 時間がかかる旨の広報などできれば有難いものです。 また、年金記録調査は経験がものをいいますので、経験者(OB等)にご協力ただくのも一考かと思います。	まさか五千万件も存在するとは思いませんでした。報道により知り驚きました。基礎年金番号以外の複数の年金番号を所持している人は相当数居るものとの認識はありましたが、原姓・旧姓での検索で大半は判明するレベルと思っていました。氏名のない年金番号等の存在は知らなかったです。	今回の記録問題についてお客様の大半は年金記録の大半が無茶苦茶であるとの認識で来所・電話して来られました。大半は記録の不備というより複数の年金番号所持により一本化されていないものと説得しましたが、マスコミ報道の影響か全く聞き入れられませんでした。そういう環境もあり、未適用事業所らしき事業所や事業所名不明等についても大量に調査依頼が提出され、結果的に時間がかかる要因のひとつになったのではないかと思います。もう少し問題の本質が正確に伝われば良かったのではないかと思います。
8163	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	現場としては地道に調査を続けるしかないと思います。 ただ、大臣がマスコミ等を利用して国民に現状を解っていただけるよう説明するべきだと思います。困難な作業を一生懸命していることを解っていただくことによって調査に費やす時間がかなり得られると思います。 マスコミを使い職員の批判・社会保険庁誹謗中傷ばかりしていても無意味です。それにより無用の苦情の電話や来客が増え、業務の妨げや効率の低下になるからです。 時間を有効に使えるよう現場を理解していただけるような報道等をしていただけるようお願いしたいです。 また、早く処理するより確実に処理するほうが大事だと考えます。 通常業務もありますが、本当に解決して行くには、この問題に真剣に取り組みたいと考える希望者を募りその人たちを優先して人事すべきだと思います。 調査方法や年金制度の分からない者が、またやる気の感じられない者が取り組んでも記録の見落としや勘違いによる不十分な回答などが生じると思います。 給与に手当を少しつけてでも、やる気のある制度精通者メインで取り組めるよう考えていただきたいです。 素人がいくら増えてもこの問題解決にはなりません。また、繰り返されるかもしれません。 謝金職員では勤務時間外での仕事ができないため、オンライン稼働時間が無駄になってしまします。 とにかく、時間を有効に使える方策をとるべきと考えます。	当初は統合されていない記録があっても、年金請求時には記録がまとめられて年金が支払われるものだと思っていました。そのため、そんなに慌てて記録をまとめなくても大丈夫なんだと思っていました。 しかし、実際はあまりにもいろいろな理由で宙に浮いた記録があることに驚いています。平成18年6月に、年金給付課に異動になり年金に関する仕事をさせていただき少しずつ年金制度を分かりつつあったときに、年金問題が報道されるようになり、こんなに深刻な問題であったことをはじめて知りました。	報道で杜撰、杜撰と言われて腹立たしかったのですが、実際にお客様の対応をさせていただくと、確かに杜撰だし、少しでも早く何とかしなければと思うようになりました。。 ちょうど平成19年には、年金給付課に在籍していたため、とにかく1件でも早く、記録の統合ができるよう、また、少しでも早く、お客様に差額支給されるよう自分の時間を削って業務に取り組みました。年休も振替も取らず、毎日昼休憩・昼食も取らずに相談者の待ち時間が少しでも短くなるよう窓口の混雑緩和に努めました。 勤務時間外に通常業務と再裁定の早期進達および不備返戻がないよう書類のチェックをしました。ほとんどの受付を1週間以内には進達していました。 家庭も顧みずに毎晩遅くまで、業務に取り組みました。もちろん、年金制度についての理解を深めるべくマニュアルやハンドブックなどを読み漁りました。 今では、記録照会の現場でみなさんの役に立つような仕事をさせていただいています。局のみなさんが相談や確認に来てくれています。しかし、本当に時間と人手(スキルのある人)が足りません。 ただ、記録が見つかっても年金にどう結びつくのか、分からない人が、職員でも多すぎることに驚いています。過去の給付の経験者でもあまり理解していない人が多すぎると思います。 人事とはいえ、身につく前に短期間で異動となるのですから仕方ないのかもしれませんが、年金制度は短期では、到底理解できません。特殊な業務として専門知識を持った人を数多く育成すべきであったと思われます。また、業務に取り組む姿勢をもっと変えていくべきだと思います。広く浅く業務を経験しても知識として残るものは少ないです。今からでも異動にばかり目を向けるのではなく、専門家を育てるべきと思います。 自分がその一員になれなくて非常に残念です。
8164	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	存じません。		基礎年金番号に未統合の記録が5000万件あることが問題になった平成19年6月頃です。	現在、名寄せ便のフォローアップや国民年金の特殊台帳の突合せ作業、また、市町村名簿の移管作業に携わっておりますが、少しでも早く、国民の皆様の年金記録が正しく整備され、信頼を回復したいと努力しております。 長きに渡って、個人の年金記録を紙媒体で管理していたことは、非常に厳しいものがあったと思います。 しかし、それを言い訳にすることはできません 基礎年金番号制度が導入された時点で、名寄せを行い手番を統合する処理を早急に行なっていると良かったと思います。 また、現在のように、年に1度は年金記録をお知らせして、ご本人に確認していただく必要があったと思います。 早くから、このような仕組みになっていたなら、ここまでの問題にならなかったと思います。
8165	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	問題という概念であれば、世間一般の方のほうがマスコミ等から得た知識でよくご存知であると考えます。	マスコミ報道により、問題意識を過剰なまでに国民の方が持つ事になり、あまりに視聴率を意識した興味本位の報道を控えることが、まずひとつの方策と考えます。	問題との認識はありませんでしたが、制度が始まってから長い年月の間に起きた非常に低い確率での人為的ミスが問題であるといわれればやむを得ません。問題が存在することを知ったのは、テレビ、新聞報道で騒がれてからです。	職場以外の周囲の人たちに必ずしもマスコミ報道がすべて正しい訳ではなく、誤解されていることも多く、現実と真実を伝えようとしました。 どんな企業でも、官公庁でも全ての業務を100%正しくこなすことは不可能と考えます。しかし、それでもより仕事の精度を高める事だと思います。
8166	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	宙に浮いた年金記録の調査、台帳との突合、基金記録との突合、調査を行うのには、大変な苦労と時間がかかると思います。職員は、通常(平常)業務をこなしながら年金記録問題の対応をしています。日々時間が足りません。 ただ非常勤職員を増やせば解決するとは思えません。 しかしながら、年金記録問題の解決が私たちの使命ですので「必ずやりとげる」という気持ちで望んでいます。 方策と言っても難しいのですが、 基金との突合や厚生年金記録台帳との突合調査は、原票の時代に厚生年金の適用業務を経験した職員が、非常勤職員を使って数をこなすしかないと思います。 年金記録の調査は、過去に期間調査や手帳再交付の業務を経験(昭和から平成の初期までに経験)した職員が、当時勤務していた事務所で調査を行うほうが、慣れているため調査がはかどると思います。	この質問は何について聞いているのか？わかりませんが 年金記録問題を知ったのは、マスコミが騒ぎだしてからです。 また、厚生年金適用業務に就いていたときは、厚生年金番号が重複が無いように勤めて処理していました。また、年金給付担当に就いていたときも年金裁定請求書を受け付けるときは、請求者の職歴等を十分確認し無い記録は調査をしてから裁定処理を行っていました。(愛知県は)	厚生年金適用業務に就いていたときは、厚生年金番号が重複が無いように勤めて処理していました。また、年金給付担当に就いていたときも、年金裁定請求書を受け付けるときは、請求者の職歴等を十分確認し無い記録は調査をしてから裁定処理を行っていました。(愛知県は) マスコミが年金記録問題について騒ぎだしてからは、平日の夜22時までの年金電話番の対応や、土・日曜日の窓口対応など、ほとんど休み無しで対応してきました。最近では、職員が削減される中で平常業務をこなしながら記録調査や台帳との突合業務にあたっています。 反省点 私は、決められた担当業務をこなしていました。 どちらかと言えば、年金記録の管理がずさんだった昭和の時代の業務のやり方、職員の意識がいけなかったのだと思います。 また、当時の社会保険庁管理者・担当課に問題があったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8167	本庁	本庁課長・室長・企画官以上		年金記録の回復、さらには、国民の信頼の回復には、近道はなく、一つ一つ丁寧に作業し、実績を積み上げていくことが必要。まずは、特別便や定期便の回答や再裁定処理を正確、迅速に行う。さらには、最前線の現場である、事務所やコールセンターでの相談機能を充実し、様々な相談に懇切・丁寧に対応していくことが、結果として、近道を考える。	年金記録問題発生後に社会保険庁に勤務することとなったため、報道等により着任当初から認識。	実際に国民の方々、相談者の方々、事業主の方々と接する、最前線の現場の状況や、記録管理の実態を正確に把握していなかったことが発端。 まずは、現場の状況、実際の状況を正確に、迅速に把握することが肝要であり、二度とこのようなことを起こさないためには、まずは、最前線や現場の状況を正確、迅速に認識する姿勢、仕組みが必要。 また、国民からの苦情、要望について、中には正確でないものあるが、一つ一つに耳を傾け、
8168	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	各事務局(ブロック本部)において、年金記録問題に対応する専門職員を配置(プロジェクトチーム)する。 1つの課(係)が担当するというような問題(業務)ではないので、全職員が対応するべきだが、応援のような形を取ると「自分の仕事ではないから・・・。」と言う無責任な感覚が生まれ、処理スピードも低下する。 また、当然自分の本来業務もあるのだからそちらを優先するし、応援にでれば自分の仕事も忙しくなる。 例えば、事務局及び事務所の各係の人員を1人ずつ減らしてでも、(数十名規模で)専門チームを作り、すべての年金記録問題に専属で対応する。 専門チーム以外の職員は仕事の持分は増えるが自分の業務に専念できる。 結局、小手先の対応ばかりでは永遠に解決はしない。 年金記録問題を解決するという"本気度"の問題だと思う。	自分が携わった業務において、当時は記録の不備なものや統合されていない年金番号などがあることは、業務上認識はしていたが、このような年金記録問題に発展するとは、全く認識にていなかった。 年金というのは国が運営する事業として国民の生涯に渡り関わるのある重要な制度であるが、今般の年金記録問題により国民の信頼は、完全に失墜した。 年金記録問題の解決はもちろんのこと、サービスの向上や信頼回復など・・・職員がやらなければいけないことはたくさんあるが、年金制度そのものを大きく見直さないと年金記録問題のようなことがまた起きるかもしれないし、国民から見て分かりやすい(職員から見ても)制度が必要である。 人気のない商品など国民は見向きもしないと思う。	年金記録問題が発覚して、ねんきん特別便を送付してからのこれまで、いろんな点で反省点は多いと思う。 例えば、特別便の内容や説明書きなどもっと工夫すれば余計な所で苦情を受ける必要もないし、お客様で窓口が混雑した時も事前にもっと準備をし、お客様にきちんと説明していれば、必要のない調査を受け取る必要もなかったと思う。 今は地道に年金記録問題にし、1件でも解決に向けて努力するしかないと思う。
8169	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	報道などで世間一般に知られている以上の問題は存じ上げません。	私なりの意見として、以下のような点を考えています。 第三者委員会の体制強化、委員会における審査期間の短縮などにより国民の方の記録照会申出に対する早急な対応・救済を行うこと。 市区町村で持っている情報(旧台帳等も含め)の開示など、記録の回復や確認に資する証拠資料を確認できる体制を整備する。 市区町村等の関係機関や社会保険労務士の方々との連携強化を図る。	基礎年金番号ができる以前の手帳番号にて記録が管理されていたときには、結婚による改姓、転職などの理由により複数の年金記録が作成されるという年金制度の特質上、現状のような記録問題が起こることは想定されたが、効果的、広範な対策を講じなかったこと、また年金を裁定する際の手続き上で、未統合の記録の調査や十分な注意喚起が足りなかったこと、年金の管理自体が不十分であったことなど、組織と年金制度に根差した問題であったと認識していました。 問題の存在については、自分が事務所に出向していた、平成17、18年当時に知りました。具体的に、窓口の対応をしていた際に、未統合記録の調査やマイクロフィルムの確認を行うなど、自らの業務を通じて問題の重大性を認識いたしました。	具体的に、事務所の窓口において、記録の確認に来られるお客様に対し、可能な限りの情報提供(旧姓、事業所名・所在地等)をいただくとともに、当方においても、十分な確認調査を行った上で、本人の記録と考えられる場合には、直接本人に確認を行っていただくなどの対応を行いました。 組織上においても、制度上においても、国民の方が「お客様」であるという認識に十分に基づいた体制・対応ができていなかったという点が、全ての問題の原因であったと考えます。そして、組織の内外に十分な情報が伝わらなかったことも様々な問題を根深いものとさせてしまったと考えます。
8170	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特になし	国民一人ひとりに社会保障番号をつけて管理していくべきである。	年金は、一生涯を通してのものであるので記録の管理はきちんと管理していくべき問題であると認識していた。 業務課(昭和52年以降)の仕事をしていた頃から。	思ってはいたが、具体的な行動には移せなかった。 年金記録をマイクロフィルム化したときに、すべての年金記録を社会保険の組織全体で取り組み、記録を確実なものにしておくべきであった。
8171	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			過去に再裁定業務に従事していたときに、年金決定後の期間判明がたくさんあったので、新規裁定時に請求者から十分職歴等を聞き取りしていないのが問題ではないかと思っていました。	年金の裁定請求書を審査する際には職歴との突合せを十分に行うようお願いしていました。しかしながら現時点で振り返ってみれば、年金請求の際の問題ではなく被保険者であるときから1人、一生、1年番との意識が少なかったと思います。また、国民へ向けてのアピールも足りなかっ
8172	地方庁	社会保険事務所課長級以上	私の知っている範囲では、国民年金の台帳切替時にすべての台帳をマイクロフィルム化したわけではないことがありますが、これはすでに知られていることではないかと思われます。	マイクロフィルム化していない被保険者台帳の記録は、完納者等の記録であり、後々台帳を確認する必要がない被保険者のものでありますが、もしその振り分け作業が誤っていた場合には、市町村の台帳と確認するしか手立てはないのではないかと思われます。市町村にも保管されていない場合には確認する方法がないのではないかと思われます。	基礎年金番号が導入される以前、国民年金、厚生年金、船員保険の各制度ごとに年金手番があり、同じ制度でも転職した場合や住所を変更したことにより、一人で複数の年金手番を有している者がいること。そのために一個人の年金記録が一元的に管理されていなかった問題であるが、旧姓も含めた氏名索引や生年月日に幅を持たせてWMやマイクロフィルムを検索すれば確認できるので、年金裁定請求時に本人確認を行えば良いのではないかと認識していた。このような問題が存在することを知ったのは、年金給付課に配属された平成3年頃ではないかと思いま	年金給付課に在籍している間は、年金相談時に本人から職歴等の聞き取りをできる限り行い、同一制度でいくつもの手番を持っていることが確認できた場合には重複取消処理を行い、同一制度ではひとつの年金手番になるように対応していた。反省点としては、基礎年金番号導入以前であることを考慮しても、厚生年金資格取得時に安易に新しい手番を払い出すのではなく、本当に新規取得なのか、再取得ではないのかということを十分に確認する必要があったのではないかと思います。また、基礎年金番号導入後は、早い段階で名寄せ等の手立てを実施していれ
8173	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	現在は基礎年金番号で管理されており、番号を複数持たれている方は手番に比べ少ないと思いますが、全くいないわけではありません。払出時に確認をしっかりしていくことで数は減ると思います。 遡りですが問題解決には、必ず本人確認を要するため窓口にこられた方や電話相談された方	報道等が出たときまでは、請求時に記録統合等を行えばよいという認識でしたが、すでに受給されている方の記録が未統合になっていることは知りませんでした。	私一人ではなく、現在すべての職員がいち早く問題解決できるように毎日努力していることと思います。例えば、他の相談にこられた方についても、年金記録の確認を一緒にしてもらい、一人でも正しい記録にしようと対応してます。
8174	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に、ありません。	記録の管理がずさんであったことを問われている以上、お一人お一人誠実に答えていく方法しかないと考えます。今後も、丁寧な説明を怠ることなく理解していただけるよう努める。	昭和60年、年金担当となった時、年金受給に繋がらない相談を受ける中、多くの方が働いていたにもかかわらず年金に加入できていなかったことを知らされ、公的年金制度に対する疑問と、行政は国民から請求をさせなければ何もできていないことに気づかされた。 特に、国民年金保険料の納付については、年金請求時においてたびたび「領収書」の提出があり、納付記録について疑問に思えたことがあった。	年金請求の相談者へは、年金記録の確認の徹底を行っている。また、既製のパンフレットを活用し公的年金に関心を持っていただけるよう努力する。 年金記録は、単に記録を保管するのではなく、保険料をお支払いただいている記録であるという意識が職員に必要であると考える。現在、やっと「定期便」という形でひとり一人にお知らせができるようになり、よかったと思える。
8175	地方庁	社会保険事務所課長級以上		1件1件本人に照会、確認して処理していくしかない。	国が重視してこなかったために起きた問題と認識していた。 国会で取り上げられた時。	お客様一人ひとりに対して真摯に対応した。 基礎年金番号を導入してから随時照会作業を行うべきだったと思う。
8176	地方庁	その他(社会保険事務所)	ほかには承知していない。		基礎年金番号に統合されていない手帳番号が多数あることについて、管理上、望ましくないとは認識していた。 基礎年金番号の導入時から認識していた。	年金相談対応時には、出来る限り職歴を思い出していただき手帳番号の登録を完全にできるよう対応してきた。 年金の裁定請求時に確認すれば良いという姿勢で行われてきたことが反省点と考える。
8177	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	直接関わったことがないため特になし。	特別便により解決に向かっていると思うが、高齢者・障害者で身内もいないような者にあっては回答さえ困難であると思われる。個人情報保護における制限もあると思うが、社会的弱者に対するケアが図られるよう、民間団体等への更なる協力を求める必要がある。	裁定請求時に十分な確認がされていなかったことに正直、驚かされた。受給者本人がそのときに間違いないと言っていたのであれば仕方ない面もあるが、保険者側として、やはり努力義務が足りなかったのだと思う。問題が起こるまで、年金については請求行為という認識が強く、保険者側から記録を提供するという意識に欠けていた。	大事な記録を管理している保険者の立場から、これまでの認識の誤りを反省し誠心誠意の対応を心掛けてきた。記録を管理することは同時に提供する義務があるということを今回の反省点として今後も取り組んでいく必要がある。
8178	地方庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特に存じ上げていません。	1.「未統合記録・持ち主不明記録」の消し込みについて、(一部既にやられていることですが)市町村(特別区)・一般企業等に特段のご協力をお願いしつつ、不在者・コンタクト不能者を少しずつ地道に消し込んでいくことが確実かつ誠意ある方策と考えています。 以上を前提とし、 (1)コンタクトができた者には、 ①一定の条件の元に、働抜けの期間について、申し出によりその期間にかかる記録を回復できること。(虚偽の申請があった際の罰則規定は必須) ②個人単位で期限を切り、その期限までに申し出がなければ、上記働抜けの期間については、国・機構側からは統合努力を積極的に行わないこと(当該記録については申請主義に回帰) とし、その旨本人に書面及び、面談または口頭で伝え、その結果を記録に残し、未統合記録と色分けし、記録問題処理としては完結案件とする。 (2)コンタクトが出来ない者及び住所・氏名が特定できない者については、 (1)②の並びで期限を切り、一定期間内に申し出がない者にかかる未統合記録(住所・氏名が特定できない記録を含む)については、国・機構側は当該記録の統合努力を積極的に行わないこととし、その旨を大々的に周知する。 ※「大々的に」というのは、不特定多数に対して発信しつつ、その内容については、「本案件について国・機構側がコンタクトができないで困っている者」にのみ伝えたいお知らせなのだということが、受信者側のほとんどが理解し、共感しうる程度の十分かつ多角的な周知方法をイメージしています。 →その後は、記録保有者側の申し出によってのみ基礎年金番号への統合を行うこととする。(申請主義に回帰することとする) (1)と同様にこの結果を記録し、フラグを立て、完結案件とする。 3. この後、未統合記録・持ち主不明記録等がでた場合は、「前提」、(1)、(2)に戻りサイクル的に「未統合記録・持ち主不明記録」を消し込んでいく。 ※これらは、現場の事務処理、予算・人員措置のことが分からないままの、実現可能性は全く考慮していない案です。さらに期限を切って申し出者が出ない記録を完結案件とすることへの批判についても考慮していません。無責任な案で申し訳ありません。 ただし、期限を切って記録問題対応を完結させる記録を作ることについては、国・機構側からの未統合記録の持ち主への100%のコンタクトが不可能であること(死亡者等も多数いると考えら	社会保険事務所で勤務(平成15年度～平成17年度)していた際は、年金記録問題については、全く問題として認識していませんでした。 平成18年くらいから、民主党等が問題を取り上げるようになってから、未統合の年金記録が、すさまじい数で存在するのだということを知って問題として初めて認識しました。	未統合の記録があっても、年金の裁定請求時に、本人に働抜けの期間を確認して統合すればいいじゃないかという意識が私自身にありました。 そのスキームによる統合処理自体は間違いではなく、コスト面を考えても合理的であり、今後も当該「裁定時における本人確認のもとの記録統合処理」が基本になっていくものと考えていますが、「記憶と記録は時間の経過により失われる可能性がどんどん高まること。」を認識し、適宜、対応策をとっていれば、このような膨大な要処理事案にはならなかったと考えます。 問題として認識した時点から今に至るまでは総務系の役職であるため、特に直接的な対応はしていません。ただ、出来る限りこの問題の解決の力になりたいという思いはあるため、統合幅のデータ化作業等、記録問題対応にかかる支援の話があった際は、積極的に支援をしたつもりです。 現時点を省みて、総務系の役職でも、例えば今勤務している社会保険大学校として、記録問題の解決に資する情報・知識を発信する等の提案はできなかったのか。日々の業務に追われて、この問題をどこか他人事で見ているところはないだろうか。という自分に対する思いはあります。 今後はこの問題を組織の根幹にかかわる問題であることを再認識し、自分なりの努力・提案ができないか、深く考えてみたいと思います。
8179	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
8180	本庁	その他(本庁)	特になし	すぐに解決できる問題ではないので、それこそ人やお金を投入し一件一件調査するしかないと思う。	記録問題の存在は報道で知った。基番導入前の制度から考えると、ある程度はしかたないと思う部分もあり、戦前からの記録をすべて正確に管理するのは不可能とも思う。 しかし大部分は裁定時にきちんと確認をせずに裁定されている年金や、統合作業が進んでいなかったことに問題がある。	窓口対応時においてしっかり確認し、別手番をもらさないようにした。書類審査時にも同様に確認を強化した。 反省としては、組織としてあとで確認すればよいという甘い考えがあったのだと思う。また、記録問題発覚後についても、事務所の体制も整わないうちに特別便を送付し、相談が混乱を招いたり、再裁定件数が増える事が予測されるのに体制を整えないなど、見切り発車的な対応がさらに信頼を失う原因になっている。
8181	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	世間一般に報道されてる以外は、存じません。	世代別に高年齢の方から、区切って対応をするべきと思います。	長年の年月の積み重ねの中で、起こるべきして起こった問題だと思います。 収納を偏重し、給付は後回しにされた結果と思います。 知ったのは、国会で取り上げられるようになってからです。	記録問題の解決に向けて、国会で答弁した期日までの解決は無理と思いましたが、様々な解決に向けた取り組みに協力してきました。 解決にあたっては、実際に処理を行っている現状を把握した人が指揮を執るべきだと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8182	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	思い浮かばない。	記録問題は、社保庁が保有する台帳等全てを調べて終了とするのであれば、勤員により、解決すると思うが、時代背景の中で生じた虚偽の届出まで調べ上げるのは限界があると思われる。 ついては、国民総意向調査(20代以上選挙と同じ)を実施し、記録問題を終了するべきか、否かを問うべきであろうと考える。 継続が多ければ最後の一人まで継続する。 終了には条件をつける。 終了する条件の案としては、年齢に応じて全国民を対象に年金記録問題一時金を支払う。 その後は、受給要件(25年)に満たない者への、納付期間に応じた一時金の返還、又は納付した保険料(現時点で計算したもの)分のみを5年で支払う5年分割返還年金の支払いを行う。	事務所勤務の時は、年金請求の際に、記録を確認しているので良いという認識であった。 それでもお客様から期間照会が有り、働いていた年金記録が探しても無いという結果になった時は、とても残念に思っていた。 記録問題は、見つからないパターンとして、生年月日の不一致、氏名の不一致、事業所名の不確実性があり、当時の届の不備であり、時代のせいとも考えていたし、問題が取りざたされるまで特段の認識はなかった。	事務所勤務の時は、個人レベルでは期間照会に十分力を入れていたと考えている。以前は地方への身分移管という問題が有り、組織の一体的な取組が図られていなかったと感じる。 今はIT等が普及し、誰もが記録がしっかり管理されていて当然の時代になったが、以前は困難であったと考えるが、時代の流れの中で当然の問題意識を持ち、早い時期に記録問題に取りかかるべきであったと考える。
8183	地方庁	その他(社会保険事務局)		具体的な方策は思いつきませんが、個々の職員が組織全体の問題であると意識を持つことを継続し、対応する。	早期に解決しなければならないもの、国民の信頼回復のため、最も重要なものと考えます。 基礎年金番号導入時に、疑問を感じたのを覚えていますが、このような大きな問題になるとは想像しませんでした。	早期解決に向けて、最大限努力する。 基礎年金番号導入時の手番統合についての広報の仕方や基礎年金番号の新規払出方法に問題があったと思います。
8184	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		正規職員の増員。	マスコミが騒ぐまで知らなかった。	
8185	地方庁	その他(社会保険事務所)	昭和50年代でしょうか、業務センター(当時は業務センターとは言わなかったかもしれません)から事故リストが大量に戻ってきていました。その処理を兵庫県では「臨時的業務」であるので組合員である一般職員にはさせるなと強く組合が言っており、管理職である事務所次長の仕事でした。しかしながら次長は他の事後とを一杯抱えていましたので事故リストにはなかなか時間が裂けず、いつも次長の席にはうずたかく事故リストが積まれていたのを覚えています。今のように逸捗状況を点検されることもなく時間が過ぎて行く中で事故リストは修正されないままでした。また、喪失原票を倉庫に保管していましたが、健保給付等で喪失原票を探すときに所定の記号以外のところに間違って入っている原票がよくありました。マイクロ化をするときに私はそんな状況を知っていましたから、業者に出す前に喪失原票の配列間違いを正してから出さないと、意味がない。間違ったままマイクロ化され、20年後に付けが回ってきますと主張しましたが、これまた臨時的業務だから当局にやらせればよい、と意見を取り上げてもらえませんでした。このたびの記録問題が起こり、単純な記録の収録間違いや事業所記号の間違いなどを見るにつけあの時しっかりと事故リストを直しておけばということと、マイクロ化のときにまずもとの原票の配列の点検をしておけばもっと迷子の記録を減らせたのではないかと、国民の立場に立った仕事を忌み嫌い、厄介な仕事はすべて臨時的業務の一言でしなかった自治労国費の罪は大きいと思います。それよりももっと罪深いのが、県当局だと思います。しなければならない仕事を組合に迎合し、行わなかったことの重大な罪があると思います。 さらに基礎年金番号導入後、できるだけ、既存の番号を生かし、基番に付番するよう指示が出ていましたが、このときも画面に「この方は手番があります」とのメッセージが出ても、それを確認すると業務量が増え、労働強化になるなどの理論を言い、どんどん新番払い出しをしていました。神戸市の国民年金課から新番払い出しをせず、国民年金の手番を待っている人が厚生年金に加入したらその番号を使うよう意見を待ってこられましたが、どこの課がするのだと一蹴されたと神戸市の担当されてた幹部の方から聞いたことがあります。 できるだけ重複取り消しをしないですむよう頑張っていた適用課の課長さんもおられましたが、少数派でした。これも県当局は課長会議でも手番を生かすような指導はしなかったと当時の課長から聞いています。残念です。 再裁定が当時も兵庫県は多いからできるだけ年金裁定のときに聞き取りをしっかりしてくださいとよく業務センターから言われていたのも思い出します。	期間調査は経験と勘が便りです。もつれた糸をほぐすような仕事です。派遣野方では無理です。職員がじっくりと経験を生かしながらする仕事です。 一行も早く、機構の仕事をさせないなどというばかげた方針をやめ、社会保険で培った経験を持つ職員を現場に戻してください。お願いします。人を入れればできるという仕事ではありません。何度でもいいます。記録問題の解決には経験と勘を持った、臨時雇いではなく、雇用が安定している正規職員が必要です。	消えた年金といわれましたが、決して消えているとは思いませんでした。 統合されずに管理されている記録であるから、解決はできると思いました。 記録問題を知ったのは、平成19年の5月の国会で「5000万件の消えた年金」と新聞が報じたときです。	たくさんのお客様が不安になって事務所にこられるだろうと予測しました。 昭和45年4月に採用されましたが、旧台帳や、これでもかこれでもかといろいろな記録が出てきて次々と黄色便で送られてき始めてからは、今まで私たちは社会保険庁という大きな組織の中心の方々からは何も知らされていなかったことを知りました。そんなにきろくがあったのなら、なぜもっと早く、予算をつけて国民の皆さんへ提供しなかったのか。これは今までの長官や大臣の席にではないかと思います。現場の私たちはそんなところに記録が保管されているなんて聞いたこともありませんでしたから。お客さんが何度足を運ばれてもなかった記録がある日社会保険のほうからあなたの記録ではありませんかといってくるのですから、何でこのことをしていただけなかったのか、上層部の方を恨みます。処分はそんな方に出すべきです。若い人には責任はありません。
8186	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	紙台帳との突合を早く終え、一定の整理を付ける事だと思います。	国民年金を担当している時は、2年に1回程度は市町村名簿との突合を行っていたので、記録もれがあるとは思っていませんでした。 さん孔テープの遡及業務も行っていましたが、エラー補正も必ず行っていました。 基礎年金番号が導入される前の厚生年金については、記録照会のたびにマイクロフィルムを隅から隅まで探した事を覚えています。 年金請求時に重複期間の記録の補正をしていましたが、今思えばそれも年金記録問題だったのかなと思います。 年金記録問題の存在は、年金記録問題として取り上げられた時に認識しました。	お客様の記憶を呼び戻していただき、調査できる限り調査を行い記録を探しました。 埼玉の倉庫の調査に行きましたが、その時にあのように古い厚生年金の紙台帳の存在を知りました。また、紙台帳はきちんと番号順に並んでいませんでした。 保存の仕方、保存の方法、台帳の移管などが問題であったのではないでしょうか。 直接関係しないかもしれませんが、過去においては、雇用してもらう為に、特に女性が生年月日を偽っていたり、名前を偽っていたりしていた事も結果としてありました。このような事も記録問題につながっていると思います。
8187	地方庁	その他(社会保険事務局)	知っているものはありません。	まずは現在おこなっている年金記録の確認に最大限の力を注ぎ一刻も早く信頼をとりもどすことが大切だと思います。 あわせて、窓口にきていただいたかたにいかに満足して帰ってもらえるか、お客さまの目線にあった対応をすることが信頼回復につながり大きな意味での年金への不信、問題の解決に繋がると思います。	採用されてあまり経験をつむ前に年金記録問題としてマスコミに取り上げられるようになったこと、その当時が健康保険の担当だったこともありそのような問題を認識できていませんでした。	年金記録問題を認識できていなかったので、個人として対応はできませんでした。 年金記録を手管理していた際、紙からオンライン化する際、それぞれのタイミングで何重かのミスをチェックできるシステムかけていたのではと思います。紙台帳等の記載損りがマスコミ等でとりあげられ、社会保険事務所のお客様を対応する際に紙の台帳をしらべ、「台帳に書かれているので、または書かれていないので記録に間違いがないです」と説明しても理解を得られずらくなったのは窓口で対応していてもつらかったです。 窓口で複数の年金の番号をお持ちの方に、基礎年金番号ができた当時お知らせを送付して記録の統合をおこなっていたと説明した際、そんなものは届いていないと答えたお客様の年金手帳の間に返信用のはがきがついたままの基礎年金番号確認のお知らせがついていたことがなんどもありました。 そのことを考えると、お客様に年金に対して関心をもってもらう努力が足りなかったことは反省点だと思います。 お客様に接する態度、職員の接遇にも反省すべき点はあったと思います。 記録問題がでて窓口に対応したときに、お叱りをうけることもありましたが、特別なことは一切していないのですが、その中でも今の職員の対応はかわったね、良いくなったねとお褒めの言葉をいただくことがありました。 そのときあわせて言われるのが、昔の職員の対応は印象がわるかったということです。お客様の大切な年金をお預かりしているという意識が一部の職員だけだとは思いますがかけていたことは事実で大いに反省すべきだと思います。
8188	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		過去分は、紙台帳等の根拠に基づく再検証、現在及び将来分は、届出等に基づく適正な事務処理の実施。	届出書等の記載事項には、曖昧なものも少なくないため行政機関としてはやむを得ないといった、身勝手な意識が存在していたことは否定できません。 オンライン切替後(昭和59年頃)から少しづつ問題は生じていたものと思われます。	職員個々が「国民の財産を預かり適正に管理する」意識が欠如していたことが、要因であり反省点であると認識しています。
8189	地方庁	その他(社会保険事務局)		時間を掛けて丁寧に	外国でも同様の事例は多数存在すると聞きましたが、社会保険の職員が全て悪いという認識を持たれており大変遺憾ですが、解決にむけて努力していきたい。 一昨年のマスコミ報道のときです。	反省する事は特にありません

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8190	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	「ねんきん特別便」がほぼ全ての加入者に届いている中で、まだ未提出の方々や本人と思われる記録があるにもかかわらず、「もれがない」と回答された方も多いと思います。もちろん、フォローアップの取り組みも行われていますが、人的な問題があるだけに限界があります。今後、紙台帳との照合作業に多くの人員が投入されるようですが、こちらの方にも相応の人的配置が必要と思われます。	基礎年金番号導入当時、未統合手番の基礎年金番号への統合は、年金受給手続きまでに行えばよいとの認識でした。また、本人から申し出のない記録については、ヒントは与えるものの、こちらから事業所名は言ってはならないとの指導を受けていましたので、このような問題になるとは思っていませんでした。ただし、旧台帳の未統合記録があんなにもあるとは、夢にも思いませんでした。なぜ、放置されてきたのか知りたいぐらいです。	氏名の登録が誤っている記録があることはわかっていましたので、氏名索引の際にいろいろな氏名を試してみたりとか、被保険者の方に事業所名をなるべく思い出してもらえるように、粘り強くヒントを与えたりはしました。現在のよう[080]でマイクロフィルムが見れればもっと違ったのでしょうが・・・。この問題の根底には、「自分が勤務した事業所名を忘れるはずがない」といったような誤った考え方があったと思います。「人間、誰しも忘れることがある」との前提で、もっと親切に被保険者や受給者の立場に立って業務を行ってれば、このような問題にはならなかったと思います。
8191	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	具体的に思いつきませんが、スピードも大切ですが、マンパワーと時間をかけないと解決しないと思います。	いづれ、職員が病気になったり退職していき対応できずに職員も職場も崩壊するのではないかと感じていました。 これ以上、大変な問題はまずないだろうと思っていました。 認識したのは、17年ぐらいです。	とにかく、お客様に犯罪者扱いされているぐらいの感覚で対応しないと話にならなかったです。 お客様の立場になって真剣に対応するのは当然のことですが、時間がかかっても最後まで話を聞くことからはじめました。また、何を言われても腹を立てないようにしていました。 お客様が社会保険事務所の対応が良くなったという認識をもってもらわないと苦情ばかりを言われて、本来の相談業務までたどり着けないと感じていました。反省点としては、自分逞のことばかり考えていて、お客様の立場になって業務をしていなかったことがすべてだと思います。
8192	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。		私が採用されたときからです。すでに基礎年金番号がはじまっていましたが、昔の記録が統合されていないケースがほとんどでしたので、相談に来所されたお客様の記録をさがし、記録を整備することが当然の仕事だと当初から思っていました。	先に記述したように、年金記録を探し、記録を整備することが大事であると思っていましたので、常にそのように対応してきたと思っています。ただ紙台帳からWMにデータを移行する作業がなぜ完璧にできなかったのか、当時の方たちの準直な声を聞きたいと思いますし、残念に思います。
8193	地方庁	社会保険事務所課長級以上	いろいろな問題が出てくるたびに驚くことが多く、新たな情報はありません。		新規採用当時の平成2年度、以前は市町村で記録を管理、社会保険事務所へ進達していた。時間と手間がもったいないと感じていた。市町村記録と社会保険記録が合っていない部分もあるだろうと思ってはいた。しかし今となってはあまりにも多いと実感している。	一職員として対応できるものではないと思っていたので何もしなかった。そもそも年金というとんでもない長期給付事業を取り扱うことを前提として市町村担当職員、社会保険職員の意識がなかったのではないか。長期的に納付記録を管理する、文書を保存する等の意識が欠如していた
8194	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	知りません。	過去分について、標準報酬も含めた記録を自分の目で確認していくこと。 加えて、今後、同様の問題を生じることのないよう、事業所に対する調査体制を強化し、事業所の適用、個々の被保険者の適用をしっかりと行うこと。年金定期便により、自分の記録を定期的に確認できる環境を整えること。	戦前から続く社会保険の記録管理体制の問題。将来を見据えた記録管理ができていなかったということ。問題の存在を知ったのは、平成18年頃。	業務の流れの見直しや問題発生時の組織内での情報共有に積極的に取り組んだ。 現時点で見ると、システムの更改時や基礎年金番号の導入時等に、組織として問題を認識し、人材と予算をしっかりと投資してくるべきであったと考える。ただし、そうした問題に予算を付けられるような財政状況であったかは疑問ではある。
8195	地方庁	その他(社会保険事務所)		被保険者である間に、接触の機会があるごとに記録確認を行う		
8196	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				昔の資格記録の管理が不十分だったと思われる。氏名・生年月日の確認を怠った結果だと思います。何回、何十回も転職されている人に昔の記憶を聞いても全部覚えているほうが少ないと思います。 本人が亡くなって遺族年金の請求を家族の人がされたとき、亡くなった本人の記録と疑わしい記録が出てきたときに家族に聞いてもわからない場合は、未統合記録となってしまう。もしかしたら
8197	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	問題の解決を早急に行う必要性は認識しておりますが、問題の解決のための作業の質を高めるためには、数年の計画的な実施体制が望ましいと考えます。	「浮いた年金記録」等で報道された厚生年金の未統の問題については、オンラインの導入前まで記録管理が困難であったことを考慮しても不十分であったと思います。またオンライン導入後については組織としての管理体制に問題あり 記録の照会作業への取組みが消極的であったと思います。 年金問題を認識したのは、入庁1年目(平成10年)に当時の適用課にて厚生年金の記録整備及び記録補正の作業を行われてることを知ったのが契機だったと記憶しています。	個人的な仕事の面では配属された適用課で記録整備に係ることがあり、また特別便等における対応において、当時可能な限り職務に努めたつもりですが、組織全体の改善及び問題解決に対する貢献は不十分であったと思います。
8198	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	マイクロや原票等、社会保険事務所(社会保険庁)で保管してある記録だけではなく、社会保険庁が設立した昭和37年以前の年金記録保管官庁からも記録をすべて提出させて集計し、まず国がすべての記録を把握できたモノを基本にしてからでないと、何も始まらない。	【認識】 大変大きな問題だと思いました。年金手帳に検認印が押してあるのに記録には未納となっていたり、また同じように検認印が押してあり記録は未納だが、マイクロに還付記録があったり、また同じように記録が未納であり検認印が押してあるのだが、手帳の右半分の検認台紙が付いたままであったりと、本人は納付、記録は未納というだけでもさまざまな要因がある。 【いつ頃】 年金記録問題が始まったアトです。	【対応】 社保の記録が絶対とは思わず、まずお客様の申し出に耳を傾ける事。 【反省点】 この問題が起きた後の私個人のお客様に対する接待・業務処理等の反省点なのか、この問題が起きた原因の反省点なのかが分かりませんが、後者なら、度重なる制度改正、国民年金担当職員と厚生年金担当職員の採用・昇給等の待遇差、地方事務官問題、劣悪な業務環境などいろいろあるとは思いますが、何が原因とはっきり分からないことが反省するべき点と思います。
8199	本庁	その他(本庁)	直接業務に携わっていない為、存じ上げていません。	詳細は、わかりませんが、地道に確認していくしかないと考えます。	問題となるような認識をしておらず、年金業務を離れてから重要な問題であると知りました。	記録の整備、管理体制が制度発足当初から不十分だったと考えます。
8200	地方庁	その他(社会保険事務所)			「年金受給手続きは請求行為である」とされていたため、騒ぎが起きるまでは、本人が請求しない(認識していない、忘れていた)期間は、ほとんど無いものと思っていた。その後、基礎番導入後、国民年金担当(H15)の時に、いわゆる生命保険会社の研修期間に、本人の知らないところで厚生年金加入が無数にされている事実を知った。統合に伴う3号未納で窓口トラブルが続発していた。	保険会社の営業所人員対策に、大規模に利用されてしまった厚生年金制度。併せて、本人への加入周知や、国民年金との整合性が見抜けなかった社会保険調査。 基礎番導入時に、わかる範囲で本人への照会等行ってはいたが、もっと時間をかけて徹底的にしておくべきだったと思う。
8201	地方庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	国民全員への個別に電話や訪問により記録を確認する。結果的に安上がりになると思われる。	私は、年金記録問題が表面化した後、年金記録問題に対応するため、厚生労働省から企画課に出向してまいりました。問題の所在を認識したのは、配属後であります。過去の社会保険行政の膿が蓄積したものと承知しております。	記録問題の対応を主たる業務としておりましたので、政府の重要課題として、粉骨砕身取組ました。政府方針が特別便ありきの対策でしたので、それに基づくものでしたが、いわゆるフォローアップ照会のようなものを国民全員に行った方が、経済的ではなかったかと考えております。
8202	本庁	その他(本庁)	ありません。	にわか専門家も含め、いろんな方面から玉石混交の指摘がなされ、振り回されている感あり。課題を解決するための時間的余裕がなく、職員の達成感・満足感が得られない状況にある。 まずは腰を据えて、本質的な問題に取り組むべきだが、新組織になり、政治から一定の距離(心理的・物理的)を置くことで、そういう状況が生まれるのではないかと期待する。 むしろ、過去の記録問題が政策課題となる中で、通常業務に手が回らず、現行制度の足元がおびやかされていると思う。	社会保険庁以外で勤務しているとき、報道で知った。 その時は、それまでの不祥事とは異なり、業務の本質そのものに関わる問題なので、重大な問題が起こったと思っていた。	年金制度の複雑さゆえに、業務に必要な知識経験が専門分化した結果、ともすれば組織内が業務ごとにタコつぼ化して、お互いに口出しすることを避けていなかったか。 そういう状況の中で、不適正な処理が見過ごされてきた一面があったのかもしれず、新組織では組織内の人事の流動化を図ることが重要だと思う。 そのためには、基礎的な知識があれば、どこに異動しても一定の品質の仕事がこなせるよう、業務手続を簡素化するとともに、システムやマニュアルなどの業務支援ツールが必要と考える。
8203	地方庁	社会保険事務所課長級以上	○カセット未閉封等で記録が存在しても、内容が確認できず、すぐに統合に結び付けられない記録が数多く見られる。 ○整理されていない記録が統合されることにより、大半は受給額増加となるが、本人記録の増加に伴う、加給年金の取り消しや4種還付により受給額のマイナスにつながるケースについては一般に知られていないと思われる。	○オンライン上の被保険者記録の整備が終了しない段階で記録の整理を行うのは、どうしても手間のかかる作業となってしまう。早期の記録整備をお願いしたい。 ○記録問題の解決の過程で「時効特例法」により受給者益が守られるようになったが、上記の記録統合によるマイナス裁定についても、本人の瑕疵によらない未統合記録や未整備記録が存在することから、少なくとも「増減無し」とできるよう提案したい。	○初任者研修の際、業務センターで記録管理を行う大型のコンピュータを見学し、当時記録の管理について疑いを持ったことはなかった。 本職から数年後、国民年金の滞納整理の為、被保険者宅に伺った際、「厚生年金の記録が無いといわれた。社会保険事務所は信用できない」とお客様から苦情をいただいたことがあった。事務所に帰りWMを操作し氏名索引を行ったが、検索できず事業所台帳からその方の記録を確認した。検索できなかった理由は、名前の読みが正しく入力されていなかったことが原因だった。お客様には喜んでもらえたが、オンラインの記録は完璧ではないとこのとき認識したが、極少数のケースであろうと考えていた。。 年金記録問題が発生した際、年金番号が、制度ごとに分かれていたことが主であり、基礎年金番号統合時の延長と当初は考えていたが、事務所で厚生年金未統合記録の氏名整備を行ったことにより、多数の不備な記録が存在することを認識した次第である。	○オンライン上に早期に正しい記録を反映させ、被保険者、受給者の方々のご協力を頂き統合を進めることが最重要であると考えた。 ○紙台帳からコンピュータへのデータ移管を、計画的且つ丁寧に行えなかったことが一番の要因と考える。また厚生年金記録に当時から住所表示がされていたとしたら、本人確認が幾分か容易に行えたと思う。
8204	地方庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			公的年金制度の信頼性を失う結果となり、社会保険庁の職員として大いに反省すべき問題であるという認識。	法令遵守。自分の考えと世間の常識がずれていないかどうかを意識して仕事に取り組んだ。
8205	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
8206	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	職員は知っているけれど、年金記録を統合させることによって年金を返還させるケースがあることは世間一般には知られていないと思います。	記録問題対応を中断してもいいかと思います。	昔の記録だから、しょうがないところもあるかと思ってました。 年金給付かを事務所で経験したとき	納付記録の無い国年記録のような名前だけの記録は、同姓同名同誕生日の人がいたら統合するようにしてました。 上司から「やるな」と言われてましたが、やるべきだったと思ってます。
8207	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		今後このような問題を生じさせないためにも、個々の被保険者等に対して、加入記録等の情報を定期的にお知らせすることが重要。	年金記録問題と一口にいってもその発生要因は様々であると思うが、基本的な個人の情報(氏名、生年月日等)の誤り等によって、本来の記録の待ち主の記録として認識されていない記録が存在するという問題であると認識していた。 このような問題があることを知ったのは、事務所に出向中(平成16～17年頃)。	基礎年金番号導入前の各制度ごとの番号による記録管理、同一制度内において、1人1番号の原則が徹底されるような枠組みになっていなかったことが一番の問題点、反省点だと思う。
8208	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	1度決めた方針を変えないことです。	社会保険事務所で記録補正の事務があることを知り、問題を認識しました。	照会が有った際は、目が痛くなるまで、マイクロフィルムを見ました。 厚生年金保険証書を発行しすぎ。
8209	地方庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし。	社会保険庁が持っているお一人お一人の年金記録を定期便などで確認してもらい、疑問がある場合には、調査をしていくということだと思います。	年金記録問題については、組織の怠慢であり、職員は意見を出さなければならず、意見を出したとしても結果がでなければ、職員個人個人の責任の問題であると思っておりました。	一部の記録しかマイクロフィルム化していなかったのは反省点の一つだと思います。
8210	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		被保険者、受給者、会社の担当者等の協力なしでは解決困難と考えられ、地道にやっていくしかないと考える。	基礎年金番号ができるまで、一人の方が年金制度別に記号番号を保有し、また、一つの制度内においても、複数の番号を保有している者が存在する限り、被保険者全員の記録の統合は、困難と認識。	記録の統合は、一人々対面で確認を行っていくことが確実であり、裁定請求時に記録の隙間がある場合は、その時にどのような仕事をしていたか等を聞き取り、該当する記録がないかを確認していた。 資格取得時に手帳が添付されていない場合、手帳番号(記録)の確認を行っていなかった点が反省すべき点と考える。(ただし、被保険者の方も手帳紛失や離職の状況を新しい会社に知られたくないため、手帳は持っていないという方もいた。また、健康保険証の早期交付を求められ、そ
8211	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	ただ関与に煩るのではなく、きめ細かな対応が出来る体制の整備する。 派遣ではなく、職員数を増やす。またOBにもっと対応を求めるべき。古い台帳を調べるのだから、その台帳を作成していた方たちを活用すべきである。	マスコミ報道により知った	記録整備等に積極的に参加・対応。 何十年もの間、記録の整理をすべきものを、手を付けずにいたところ。 上部の調整力の無さ。現場の対応のまずさもあるかもしれないが、現場を混乱させる指示により、より一層の混乱を招いている。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8212	地方庁	社会保険事務所課長級以上	世間一般に知られていない問題としては、平成14年以前の国民年金における市町村等での収納についてです。 無くなった年金記録のうち、社保庁職員ばかりが強く批判されておりますが、第三者委員会での申立にもあるように、当時の一部の組織等での収納事務において、正確に報告できていたか疑問です。	当時の状況を証明するものは無く、市町村等においても不明を主張するでしょうから、現状では第三者委員会でのあっせん方法等しかないものと思われます。	これまで在籍した組織の一員としてまじめに取り組んできましたが、当時、この問題への認識はありませんでした。しかしながら、この件が明らかになり、調査を進めていく上で想像以上の数の問題が存在することに愕然としています。	当時の組織等、市町村での収納方法において、庁としてに厳格に管理する政策が不足していたと思われます。
8213	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていない問題について存じません。	該当者に勤務した事業所名をお知らせする。	年金加入記録の整理があまりにも煩雑すぎると認識していました。国会中継を見て知りました。	基礎年金番号以外に年金番号が判明した場合にできるかぎりの情報を該当者に提供し、年金加入記録の整理に努めた。該当者に事務所等に来所する前に事業所名等情報量を多くし、通知文章をわかりやすくする。
8214	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	ただ単に人間を増やす(派遣等で対応)のではなく、 経験豊富な人間を集めたうえで、プロジェクトを立ち上げないと無理でしょう。 今のように他の仕事を行いながらでは、時間が足りません。 又、記録問題は過去の記録の話がほとんどです。 その地域を知り尽くしたOB等の助言は非常に助かります。 今後、広域異動が増えれば、その地域の歴史を知る人間が少なくなります。 あの会社はどこの下請けであったなどは、地域の人間しかわかりません。 その為、どんどんアルバイトでも良いので活用すべきでしょう。	最重要課題と認識している。 現在はこの問題の解決を主業務として行っている。 現在のような問題になるとまでは認識していなかったが、 入所当初(平成5年)に戦時中の外国人(強制労働者？)の氏名を名簿で確認し、 この人達の年金はどうなるのだろうと考えた事はあった。 しかし、住所の管理を行っていない以上は個人の特定は 困難であろうと考えておりました。	休日出勤を行って調査を行ってきた。 調査は元来時間がかかるものである為、時間が足りない。 それを補うには土・日・祭日等を利用するしかない。 サービス出勤でもしないと終わらないです。 反省点 マスコミの過剰なまでの報道もあります。 問題がない人間までも不安にさせるような報道はちょっと・・・ あとは国民自身の制度への理解不足もあると思います。 国がやってるから、という事で自身の事であるのに無関心では いけないのではないでしょうか。 派遣で一時しのぎで人数を増やしても解決は難しいですね。 もう少し柔軟に人員配置等を行えるようにして欲しかったです。 集中してやるのとそうでないのでは進み方も違いますから。
8215	地方庁	その他(社会保険事務局)			解決しなければならない問題だと認識していました。平成18年頃だと思います。	
8216	地方庁	社会保険事務所課長級以上		記録の整備を最優先で行うこと。	記録のもれなどについては、以前から資格照会などで記録が見つからないなどあり、記録確認をする体制が整っていなかった。問題が大きくなったのはここ数年だと思う。	年金制度が非常に複雑すぎて、再裁定をするにしても時間がかかるなどしている。記録整備の遅れはあった。
8217	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	記録の調査確認に長期間かかっていることから、調査業務についてできるだけ早くお客様に回答できるよう、さらなる体制・仕組みを検討しなければならないと思います。	受給者の場合、未統合の手番が存在するようなことは、一部の方に限られているという認識でした。今日のような結果になることは考えていませんでした。 問題として認識するようになったのは、国会や報道で取り上げられるようになってからです。	お客様と接する機会があるときは、そのときの相談内容だけでなく、記録に不備がないか、できるだけ確認するようにしました。 反省点としては、これだけが原因だというような断定はできないので、結局は1件1件の記録をいかに大切に取り扱うかという意識が組織として長年欠如していたことが問題の要因ではないかと
8218	地方庁	その他(社会保険事務所)	別になし	現状の対応以外には思いつきません。	大変申し訳ないと思います。平成19年にマスコミで大きく取り上げられてからだと思います。	確認に取り組もうとしました。オンライン化する時に全てのデータを確認して、順次本人確認を行っていくべきであったと思います。
8219	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		一件一件対応する今の方法以外にわからない。	平成17年度年金記録問題報道により認識。 基礎年金番号に結びつかない手帳番号の決着が放置されていたこと。	検証委員会の発表どおりと思う。
8220	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	全職員が一丸となり、年金記録問題に取り組んでいく。	マスコミ等で年金記録問題が取り上げられるようになってから、知りました。それまでそんなに大量の記録が浮いたままになっているのは、知りませんでした。	だれの記録が確定できない記録について、早く確定できるように調査をした。 制度発足より現在まで年金制度の広報周知不足
8221	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	特にありません。	国民の信頼をなくすことであり、記録の回復が必要であると認識。正確な記録が管理されていると思っていたため、年金問題が発生した頃になります。	業務処理マニュアルによる業務処理が必要であり、国民の信頼が得られるように対応していきます。各県での取扱は行わないようにする。
8222	地方庁	社会保険事務所長	知っていることはありません。	戦災等によりマイクロ化されていない厚生年金被保険者名簿があると思われるので、オンライン記録で「カセット」となっているものについてすべて「オープン」していただくことによって、氏名検索による記録の判明が望めると思われる。 また、オンライン記録(健保厚年届書コード:020111)で判明しない記録が、マイク検索(健保厚年届書コード:080)で、判明することが多いことから、速やかに突合補正を行い名寄せによるフォローアップを行うことが必要と思う。	社会保険事務所から業務センターへ厚生年金被保険者原票の上片を切り取って送還していたものについて、、原票作成時に厚生年金記号番号を誤って記載しているものついて、仮番等による記録管理がされていないと思われる事例が見受けられる。 マイクロ検索(健保厚年届書コード:080)で、判明した記録のうち、記号番号が明らかに誤っているものについてオンライン記録(健保厚年届書コード:020111)で判明しなかったため。	事業所マイクロ検索(健保厚年届書コード:080)の際、生年月日が一致する記録がない場合、生年月日に幅を持たせて調査を行っているが、検索条件に制限(生年月日幅、対象人員)があるため、大規模な事業所勤務者を調査する場合は、検索に苦慮している。特に昭和36年以降の資格取得者は東京都等を除き原票(単票)方式のため、1枚ずつ捲っていく作業に時間を要し能率が上がらず調査に手間取っている。自庁の場合はマイクロリーダーによる縦覧を行い事業所被保険者番号に欠番がないかを含め慎重に調査を行っているところであるが、他庁については、オンラインでの縦覧調査では時間を要すため、判明しない場合は照会にを行っていた。 本年7月以降事業所検索システムを導入したことにより、極力他庁照会を行わないような風潮となったが、マイクロのオンライン記録の縦覧調査では時間を要し、照会を受け付けた事務所での調査は困難を要すと思われる。年金記録は事業所被保険者記録の縦覧を行い、加入が確認できないと判断すべきと思われるので、マイク検索を重視すべきである。
8223	地方庁	その他(社会保険事務所)	①年金加入記録の判明により、受給者の方々に対し、遡及してお支払いする一時金等多額の給付がされる際にかかる税金及び介護保険料の修正申告等、行政の過失であるにもかかわらず、受給者自身にさらなる手続きを課す状況は、高齢者が多数を占める受給者にとって大きな負担となっている。 ②金融機関への融資申し込みや公営住宅への入居の際に受給者が必要とする年金額を示す通知書について、社会保険事務所で発行可能な通知書では、申請時における適正な年金額を示した通知書の発行ができない場合がある。 ③脱退手当金が支給された厚生年金の加入期間判明による記録整備に伴い、手当金支給済みの年金加入期間及び手当金支払日の重複により、脱退手当金が支給された期間であるにもかかわらず、その期間の一部を支給されていないものとして整備し、年金額が増額となるケースがある。他の受給者との間に生じる公正性や、被保険者及び事業主より預かる保険料から拠出される原資の適正な運用という点を考え、見直しを行う必要がある。 ④第三号被保険者である加入期間を有する方であって、当該期間中に厚生年金加入期間が判明した場合に必要な第三号被保険者としての再加入時の所得確認について、市区町村で発行可能な所得証明書では5年以上経過により対応できない場合や、当時健康保険組合の被扶養者であり、扶養認定状況について期間経過により組合での確認ができないことから証明が得ら	①税務署や市区町村との連携を強化し、行政間で調整を行うことが可能な体制の整備が不可欠であると考える。 ②改定通知書や振込通知書ならびに源泉徴収票以外に、社会保険事務所が発行できる、申請時における遡及支払分を除いた本来の受給額を示すための通知書を新たに模索する必要がある。 ③年金加入記録の整備により、脱退手当金が支給された期間および支給年月日の重複が生じた場合であっても、本来どおり手当金が支給されたものとして加入記録の整備を行うことができるシステムへ改善することが必要である。 ④行政の過失のより、第三号被保険者期間認定の所得審査が改めて必要となった場合であって、当該期間について期間経過等により所得確認不能な場合の審査基準の見直しを行うべきである。	社会保障制度の根幹である老後の生活保障に直結する問題であり、受給者の方々に多大な不利益をもたらす問題であるため、早急に解決する必要性を強く感じた。学生時より、本人記録に結びついていない年金記録の存在については認識していたが、その記録の多さや課題解決の難しさを実感したのは年金給付業務に携わった平成18年5月以降である。	年金給付課所属時の裁定請求等の窓口対応及び審査業務や年金特別便の相談窓口応対時には、本人が申し出た加入期間以外であっても、旧姓や他の読み仮名を持つケースを含めた名前及び生年月日より本人記録である可能性がある期間については、自ら確認を行うことを心掛けた。また配偶者を持つお客様であって、配偶者の加入記録に結びついていない記録を確認した際は、配偶者自身にも加入記録を確認するよう勧奨した。 この問題が深刻化した最も大きな要因は、平成9年1月より実施された基礎年金番号の導入時に、それまで各々設定していた国民年金及び厚生年金の番号の統合業務を、行政側から、より確実に行う必要があった。本人からの申し出の勧奨を徹底的に行う姿勢に欠けていたことを最も反省すべきであり、今後我々が常に心掛けるべき姿勢である。
8224	地方庁	その他(社会保険事務所)				
8225	地方庁・	社会保険事務所課長級以上		住民票、保険、年金の情報をICカードで管理、いつでも確認が可能とする。	厚生年金加入時に住所管理ができていないため、本人の特定ができない。 被保険者原票で管理していた昭和61年頃	年金制度が真に国民のために改正されてこなかったこと。 国民年金の市町村からの引き上げ。 厚生年金被保険者の住所管理。
8226	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	①基礎年金番号制度導入以降の未統合となっている各制度の手帳記号番号の把握と整理。 ②ねんきん特別便の発送後に未回答となっている分について、様々な形(新聞各紙への広告、TV等のCM)での被保険者・受給者の方々に対して広報等を行い、回答を呼びかける。 ③各社会保険事務所に滞留している記録調査(国民年金照会申出書等)を再度根本的に見直し、滞留の原因を再度確認する。その上で原因の一つと考えられる「被保険者名簿・払出簿等の画像化作業」を早期に解決させ、全国の社会保険事務所(年金事務所)からスムーズに照会が	社会保険職場に採用されて以降、被保険者・受給者のお客様が窓口に見えられた時に年金手帳をいくつも所持している事を知った時には、(基礎年金番号制度導入以降)各制度の手帳記号番号を早期に解決(統合)しないといずれこのような年金記録問題に発展しうる可能性はあるかもと認識していました。	もちろん、窓口に見えられた相談者の方々には積極的に現在使用中の番号以外に所持(保管)していないか確認するとともに再度の社会保険事務所等への相談(手続き)を行っていただくように呼びかけるように心がけていました。 基礎年金番号の導入された時点(平成9年1月)において、未回答者に対しての呼びかけ等が不十分であったと考えられます。
8227	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	持ち主不明な記録を公表し、本人からの申し出を募る。 虚偽の申し出には罰則を設ける。	・認識 制度の不備及び、管理機関(国・地方自治体)に能力上の不備があった。 ・知った頃 平成6年頃。	・対応 個人では対応できない。 ・反省点 長期間記録を管理するには制度が杜撰であった。 管理機関(国・地方自治体)の能力に期待しすぎていた。 また、 国民一人一人を重複無しに一括管理できる総背番号制。 加入者を一元管理する強い権限を持つ機関の設立。 専門職員の育成。 個人情報漏洩に関する罰則の強化。 記録の保存方法も長期保存可能なものとする。 総背番号制・社会保障加入についての指導を、教育に組み込み加入対象者の理解を深められるようにする。 等が不足していた点。
8228	地方庁	その他(社会保険事務所)	そういうケースは知りません	分かりません	特に問題があるという認識はしていませんでした。 国会等で取り上げられた時から、知りました。	自分の仕事を一つ一つ性格に処理し、結果を残すようにしました。 今後は決裁をより厳格にし、職員間で内容迄チェックをする 又、特に通常業務でない処理は、別件綴綴をして残すようにする
8229	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に思い当たりません。	国民の立場にたって誠心誠意，一件一件の問題に真摯に取り組むしかない。	2年目に、適用課に配属された時、記録の管理の甘さに気づきました。	自分の入力したものは、正しく登録されているか、処理結果リストで厳重に確認しました。 年金記録の厳重な管理が徹底していなかった。銀行の管理なみにしとけばと思います。また、コンピューターに入力の際、複数の方で入力すべきではないか。人は、ミスをすることを念頭にい
8230	地方庁	その他(社会保険事務所)			現在は大変な問題と認識しているとともにもう少し以前から対応が出来たのではないかと思います。 平成12年に国民年金課に配属された際、基礎年金番号及び手番というものがあることを知りました。	当時は採用されたばかりということもあり、詳しい経緯等分からず、国民年金の資格取得の際、手番が確認できたら、漏れや誤りがないよう番号統合していました。 現時点では平成9年の基礎年金番号導入時にもう少し対応方法等を考え実施していれば、ここまで大きな問題にはならなかったのではないかと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8231	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	特になし。	特になし。	特になし。
8232	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	記録救済基準の緩和により過去の年金記録問題の解決を図り、国民に自分の年金記録の確認を促し将来の年金記録問題の発生を予防する。	採用時から未統合の年金記録が存在することは周知の事実であったが、現在のように統合作業を行うにはあまりにも経費がかかるため、社会保険事務所での地道な統合作業が現実的という認識だった。ただし、いわゆる「5000万件」の数字を知ったのは平成19年だった。	日常業務での対応を行った。今考えれば一職員として事務所内・本庁に対して積極的に改善のために努力する余地があったと思う。
8233	地方庁	その他(社会保険事務所)			国を挙げて早急に解決していくべき問題だと認識していました。 知ったのは平成19年の後半ごろだったと思います。	他に記録が残っている可能性があるとの前提で、応対時にはできるだけ丁寧に詳しく履歴を聞くなど、誠意をもって対応するよう心がけました。 基礎年金番号制度が始まった早い段階から、真剣に問題解決に取り組むべきだったと思います。あとあと少しずつ処理をすればいいという誤った認識が、このような状況を招いてしまったのだと思います。職員全体が危機感を持って仕事をするべきだったと思います。
8234	地方庁	社会保険事務所課長級以上	公表されている内容以外に特になし	早急に対応すべきであるが、後追いでいろいろ案内するよりも一度中断してでも保管記録を全て精査したうえでお客様に記録の確認をお願いする方が結果的に解決が早いと考えます。	過去は紙台帳で記録を管理していたこと、制度ごとに年金手帳番号を所持していたことから基礎年金番号に統合されていない手帳の記号番号が存在することを指していると認識していたが、このように国民年金で納付したのに納付した記録が保管できていなかったと認識したのは、平成19年の記録問題が表面化した頃です。	電話、窓口等相談において十分な説明を行いうことにより速やかな解決に努める。反省点としては、個人情報の管理に対する意識が低かったのと情報開示ができていなかった点と考えます。
8235	地方庁	その他(社会保険事務所)		まずは特別便・定期便で回答をいただいた分について、1件1件調査・整備を行い、その後、未回答の方について個別に対応していく。	当然解決しなければならないが、解決には非常に加入者の協力(申し出)が不可欠であり、手間と時間がかかる問題。 平成9年4月に入庁し、健保厚年の適用業務についたときに基礎年金番号になっている番号となっていない番号があることを知ったとき。	資格取得届処理時に疑重複が出たときに、確認を行った。また、年金給付課に異動してからは裁定請求の際に他に加入記録がないか確認を行った。 年金記録の管理の方法(フリガナ・住所管理なし・また制度が始まったころは当然コンピュータなどなく、また、そんなものが使用されるようになることも想定されていなかったと思われる。)や届出主義であること、また、年金制度加入時の他に番号を持っていないかや、新規裁定時の加入記録の確認を怠ったこと。また、長期間にわたり、解決に向けて対応を取ってこなかったこと。
8236	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	誠意を持って対応し、一日でもはやく信頼回復をとりもどすことで、職員一同で取り組んでいくことです。	平成19年頃マスコミ等で取り上げられるまでしりませんでした。	職員1人1人の意識改革を持って対応していくことです。 法令順守したことを心がけることだと思います。
8237	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	お客様第一と考え速やかに記録確認を実施していく	先に新聞で報道等がされたが具体的に認識できたのは年金とく別便が発送された時点	まずお客様第一と考えお詫びする気持ちで対応しようとおもいました。今後このようなことを二度とおこさないようこれからの業務に対し細心の注意を払っていく
8238	地方庁	その他(社会保険事務所)	(さしかえ)特にありません	(さしかえ) 国家の事務として、年金機構ではなく厚労省雇用の職員(パートを含む)が引き続き業務にあたるといいと考えます。	(さしかえ) 実際に、年金記録問題業務にあたるようになってから。	(さしかえ)次々と届く処理物件の応対におわれ、片付かない物件(保留等)がたまっている。これは、年金機構に引き継がれるというが、解決に結びつくものかどうか疑問である。 年金記録問題業務の仕事を希望しているが、できれば厚労省雇用の臨時職員として業務にあたりたい。
8239	地方庁	その他(社会保険事務所)	カセットの扱われ方(不完全な整備状況など)	一箇所に集約して集中的に行う	年金請求の際に支障が出る可能性を認識した。 時期的には職場に入って2年位の頃から。	記録照会について調査等を入念に行った。 問題点は申請主義であること、オンライン導入前のデータ管理とオンライン導入時のデータ化が杜撰であったことが考えられる。
8240	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。		知った時期はマスコミ等の報道がされたときです。 年金記録については裁定請求書受付時に、本人に職歴を確認し、記録がない場合は、期間照会等を行い、記録の脱漏に注意してきましたが、それは、地方の社保職員のできた最大限の努力であったと思います。宙に浮いた記録があったのは、過去に進遷した記録の管理方法やそれを放置していたことが原因だと思いました。	反省点は1つ。年金記録を管理していた社会保険庁のこれに携わった職員が、宙に浮いた記録の存在を過去からを知っていたのか知らなかったのかはいづれにしても、この記録問題状況把握と解消を過去から図ろうとしなかったこと、これを放置していた社会保険庁、厚生労働省、国全体が反省を行うべきだと思います。 個人としては、年金記録問題の解消に向けて、特別便等、社会保険庁が策定した業務については、精一杯被保険者等のために対応を行ってきましたが、1月以降年金事務所等は新しい組織として生まれ変わり、本来業務に集中し、これからの社会保険制度の運営を図って行くには、年金記録問題を切り離して業務を行って行く必要があると思います。国家の問題と位置付けて、集中した年金記録問題の解消を平常業務を行う年金機構から切り離したプロジェクトで対応すべき
8241	地方庁	その他(社会保険事務所)	無し。	オンライン上の手番記録の復旧を迅速に行い、手番情報を確認できるようにすれば、対応がその場でスムーズにできると思います。	加入者にとっても、我々のように携わる者にとっても、命がけの問題だと思います。 基礎年金番号と手番記録がある時点で問題だと思いました。	御客様の立場に立って、手番記録判明のために、最大限の努力をしました。 当時の手番と現在の基礎年金番号の新番を、安易に払い出した事だと思います。
8242	地方庁	その他(社会保険事務局)				
8243	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。			
8244	地方庁	その他(社会保険事務所)				
8245	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	職員の法令遵守意識の徹底・・・選及問題。 基礎年金番号は一人ひとつであることの広報・・・知らない方が多い。 喪失日、取得日のずれが多いので、届出受理時の調査の厳格化。	基礎年金番号導入時の偽重複調査の不徹底。 転職ごとに厚生年金手番を取得していたあるいは、させていたこと。 事業主が保険料負担を下げる目的で提出した虚偽の届出を職員が見抜けなかったこと。	届出の受理に当たっての根拠確認の徹底。 事後における事業所調査の徹底。 処理において複数の職員による二重三重のチェックの徹底。
8246	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	ねんきん定期便の送付による本人確認が最良と思われます。	統合されていない手番がこれほどあるとは思っていなかった。年金請求時の確認が確実に行われていないことになります。定期便を契機に徹底した確認が必要と思われます。	データ化する際の確認作業の不足が原因であると考えます。また、今後の入力もれや誤りがおきない方策を徹底すべきと考えます。
8247	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	当面現在の調査方法を取っていく。	制度発足時の状況を考慮するならば、やむをえないと考える。	調査を希望する方からできるだけ多くの情報を出していただいて、可能な限りの方法で調査を行う。台帳の記録のシステムへの反映が不十分。
8248	地方庁	その他(社会保険事務所)			最優先で解決しなければならないと感じていました。 平成17年4月採用時に、手番の存在は認識していましたが、それがこれほどまでに多いとは思っていませんでした。	自分から積極的に事務処理を行うようにしました。 また、電話照会等は1日の仕事の中で最優先と決め、できるだけの対応をしてきました。 未だ、自分の年金記録に興味がない方や、手番の存在すら知らない方がいらっしゃるので、こちらからの呼びかけが足りないのではと思います。
8249	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	一件一件地道に調査を行っていく。 また再発防止のため、国民が年金記録を確認しやすい環境を作る。	問題が起きたことを知ったのは、平成19年4月頃のニュースでしりました。 大変な問題で、自分にできることを懸命にやっていくしかないと思いました。	組織の一員として、自分にできることをミスなく対応しようとしていました。 国民生活に直結する重大な仕事に携わっているという意識を、もっと強く持たなければいけないと思いました。
8250	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	最後は1件一件地道に解決していくしかないと思います。	はっきり記憶がありません。	日常の業務に対する意識が足りなかたと思います。
8251	地方庁	その他(社会保険事務所)		○人、金、を集中させる。	○年金制度の根幹にかかわる大変な事態だと感じた。	○国民本位、被保険者一人ひとりの方のために対応しなければならないとの思いを強くした。 ○職員の意識の問題だと思う。
8252	地方庁	その他(社会保険事務所)		プロジェクトチームを作り、通常業務と完全に分離して、作業を進める。	社会保険庁の事業執行の計画性のなさ。 届出者(事業主、被保険者)の認識が足りない。年金についての周知が足りないとも考えられるが、届出者(事業主、被保険者)からの申請に不備が多い。届出が煩雑で、手続きを敬遠している人がいる。	事務処理マニュアル通りの事務処理を行うように務めた。 届出を簡略化し、分かりやすい制度に改める必要がある。
8253	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	その他はわかりません。	制度に精通した職員の人員を配置し、ある程度大規模な特別チームを設置する。記録の本人との確認作業は人員がいないとはかどらないし、確認できても統合後は、旧制度等がわかる職員が少なく事務処理誤りを招き余計に事務処理が増えている現状です。	オンライン化された頃から徐々に確認できない記録があることは知っていましたが、これほど大量なものとは考えていませんでした。	とにかく一つでも多くの記録を確認し統合するべく対応しています。 手作業時代は難しいことではあったと思いますが、オンライン化時から着手すべきだったのではないかと思います。
8254	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	組織全体で問題を共有し取り組むしかないと思う。結局職員一人ひとりの意識が同じ目的に向かわないと難しいと思う。	正直、ほんのわずかな一部の人しか該当しない問題だと思っていました。しかし全体像が明らかになるにつれて大変な国家的問題だと痛感しました。時期としては20年の夏ぐらいです。	割り当てられた記録作業について確実に真摯に取り組みました。膨大な個人情報に囲まれて国民一人ひとりの記録がまるでモノのように感じられ、その重みについて十分な配慮と認識が欠けていたことが大きな原因だと感じます。また報道等による組合と当局とのもたれあいも関係があったのではないかと感じます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8255	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	カセット開放をすべてすれば窓口でも相談業務がスムーズになり、回答が早くなる。	未統合は基礎年金番号発足時から、すぐにきれいになるとは思っていなかった。事業所からも強い希望があり裁定時までにきれいにすれば良いと思っていた。旧台帳については、担当になっていなかったので分からなかった。平成以降の採用者は誰もわからないのではないかとおもう。	事業所にももう少し強く指導していれば良かったとおもう。記録がコンピューターにすべて反映していないのがおかしいのでは。
8256	地方庁	その他(社会保険事務所)	オンライン上で確認されている記録が正しいという前提のもと国民に説明してきた経過があり、国民もそのことを納得している方がいる。	旧台帳のコンピューターに収録されていない記録をいち早くオンライン上収録し、突合作業を進めなければならない。国民は、国が行ってきたことだから正しいだろうという認識をもたれている方もおられるので、国民からの申出に頼ることなくこちらから積極的に接触し確認していく必要がある。	システム上の問題、職員の意識の問題、仕事の進め方の問題など、長年様々な事が積み重なって起きている問題であり、短期間で解決できる問題ではない。ただし、国民の年金加入記録と受給状況が相違しているというまさしく国民の信頼を裏切る重大な問題と認識している。 この問題を知ったのは、平成14年ごろであると記憶している。	被保険者、国民の方と接触する機会があるごとに他の用件で来所された場合も、年金記録を確認するようにしてきた。現時点でみた場合、この問題は社会保険庁が申請主義という名のもとに、申し出があってはじめて調査を始める、また言われていないのだからたとえ気付いたとしても放っておくという職員の怠慢が反省点として挙げられる。
8257	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません	オンライン記録の適正化	カセット記録がオンライン記録に収録されていないことは知っていました。20年くらい前	厚生年金の期間照会を担当したことはないので具体的には対応していませんでした。カセット記録等のオンライン記録が適正化されていなかったため。
8258	地方庁	その他(社会保険事務局)	とくにありません	記録調査に際して、台帳等のデータベースは整備されてきましたが、地方ごとの特殊事情などの情報共有を可能にすることも必要かと思います。また、事業所原簿以外の台帳間係もWMで閲覧可能とし、しかも光回線や等の高速通信で検索可能となれば、調査のスピードは上がると思います。	平成15年ごろに適用課の窓口業務を少しして、基礎と手番という言葉をおぼえたころ、のちに言う「宙に浮いた記録」の存在を知りましたが、通常は裁定請求時にきちんと記録整備するものと教えられ、個人ごとの責任(申し立て)によって統合されるべきものだという意識が強かったかもしれないです。	上記のような意識が問題だったと思いますし、そうなると当然そこで何かすべきではとは考えなかったです。しかし端末での検索機能が強化されたのは近年であり、それ以前、各事務所で保管している台帳をめくるやり方のみでは限界があったと思います。となると上記の意識のように「自己責任」に寄るしか無いのでは、となりますが、やはり反省点をあげれば広報や注意喚起が足りていなかったということかもしれません。私自身はまだ若いのであくまで想像になってしまう
8259	地方庁	その他(社会保険事務局)	世間一般と同じです。	記録の照会をされている方に対し、誠意をもってお答えする。 また、照会をされていない方には現在も行っているような定期的に加入記録をお届けして、ご自身にも確認をしていただく。	世間一般と同じ時に知った。 報道などのように記録が改ざんされている(いた)ことが本当ならば、この制度の根幹を揺るがす大変なことだと思いました。	照会をされている方に対し、丁寧に説明・疑問に思われていることに答えようとしました。 時間が相当経過している期間の照会は、照会されている方の年齢が高いこと、ご自身の記憶も不確かなこと、こちらに保存されいる記録も古く、当時に携わっていた者もいないことなどが反省点と思います。
8260	地方庁	その他(社会保険事務局)				
8261	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	・未接触者、未回答者に対しては、早急に確認作業を行う。 ・早期解決に向け職員を専任して当たらせる。	・信用にかかわる重大な問題であると認識していた。 ・平成19年頃。	・本庁、事務局の指示のもと、全所的体制で取り組む。 ・老齢年金等の請求時に、職歴等を十分確認し、記録を整理したうえで裁定していれば、年金受給者の方の記録もれは、ある程度防ぐことができたのではないか。
8262	地方庁	その他(社会保険事務所)				
8263	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		「宙に浮いた年金」と言われるまで、正直、問題意識なありませんでした。 業務適用関係の経験が全くなかったので、厚生年金の記録については、今回問題になっているような統合されていない記録は、年金請求時に確認・整備し統合するものと思っていた。	問題発覚時、膨大な件数に対処法は分からなかった。ただ、被保険者の方々に申し訳ない思いと、社会保険庁の組織の一員として、知らずに加担していたという罪悪感に駆られた。 この年金問題は、被保険者の氏名、生年月日、性別等個人を特定する情報・記録を軽視していたため、オンライン化する前の記録ミスがそのままになっていた。問題発覚までにそういった記録の誤りを減らす(訂正する)取り組みをしなかったことが一番の反省点であると考えます。
8264	地方庁	その他(社会保険事務所)		平常業務を行いながら、年金記録も調査していくというのは、なかなかはかどらないので、年金記録調査を行う専任チームで進めていくのが、望ましいと思います。	年金記録を、本人記録が漏れが無い様、正しく収録されて、適正な年金の給付がされるよう行っていく。基礎年金番号制度で、付番された際、他の年金番号を回答いただくようなっていたが、回答されてない人もあり。その後定期的に、出されていたが、あまりそのことについて、周知されていなかったため、登録されていな記録(年金番号)が、あることは知っていた。定期的に基礎番以外の記録について、照会は行われていたため、回答なく統合されていない記録については、最悪、年金請求時には、確認できるので、以前は、あまり大きな問題とは、認識していなかった。	年金記録で、来所されたお客様・電話の対応を行ってきた。また、年金記録の調査を事務所内で分担し調査・照会・回答・年金給付など対応してきた。
8265	地方庁	社会保険事務所課長級以上		特定の職員だけでなく全職員であたるべきと思います。	被保険者本人の記憶任せでは埋もれたままになると認識していました。	少しでも多くの情報を被保険者の方にお知らせできていれば認識していました。基礎年金番号ができたときに、徹底的に漏れのないように行うべきであったと考えます。
8266	地方庁	その他(社会保険事務所)		時間がかかっても一件一件地道に解決していくしかないと思います。	採用時、年金給付業務の担当でしたが、氏名索引により必ず加入履歴を確認するよう指導されておりました。亡くなった方の場合、近族の方が記憶していないケースもあり確認できない手番がありました。その当時はこれほど大きな問題になるとは認識しておりませんでした。	すべての年金記録を解決することは難しいと思います。一件でも多く解決できるよう職員が一丸となって取り組んでいきたいと思います。
8267	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。	職員が一致団結し、年金記録問題を解決すると意識して本気で業務に取り組むほかないと思う。	国民の信頼回復のために解決しなければならない問題と認識していた。 問題の存在を知ったのは、世間で話題に出てから。	ねんきん特別便の応対では、申し出ていただいたお客様の記録についてもれや間違いがないかどうかしっかり確認した。 記録についてデータ的に正確さに欠ける、窓口での応対時に完璧に聞き取りを行っていないことが反省点として挙げられると思う。
8268	地方庁	その他(社会保険事務所)				
8269	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	分かりません。	メディアで報道されたとき。	一職員では対応しようがない。
8270	地方庁	その他(社会保険事務所)				
8271	地方庁	その他(社会保険事務所)		まだまだ不備な記録が多数存在しているので、まずは旧台帳・特殊台帳等全ての台帳を正しく整備し、補正した記録により照会することしかないと思います。	年金記録の問題は、週刊誌の記事を見て始めて知り、そんな事はないと思っていました。地方の職員の大多数は、そのような認識と思います。	問題の先送りの結果であるし、それによって国民の皆様に多大な不安と迷惑をお掛けした事を思い、正確に伝え、高齢な方もいらっしゃる中、迷やかな対応を心掛けています。
8272	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	日本年金機構とは別に、年金記録整備機構(仮称)を設置し、現在の政権が言われているように、国家プロジェクトとして、専門的、集中的に取り組むのが望ましいと思います。	年金記録問題の検証をされているように、地方事務官であったことや労働組合の問題や制度の矛盾など様々な要因があったものと思います。	私の立場として、出来ることはやってきました。 政府の方針やマスコミ等の取り上げかたもあり仕方がなかったかもしれませんが、十分な準備をせず(人的確保やシステムなど)特別便など実施したため、受給者の皆様等にご迷惑をお掛けしたことや現場が混乱したことが反省点ではないかと思います。
8273	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	1.現在行われている年金加入記録のお知らせ等の送付 2.今後、記録不備が起こらないように事務処理マニュアル化の徹底(疑義照会などで教示されているもので、添付書類に関するものなどの頻繁にでてくる事例の場合は、すぐにマニュアル化すべきだと思います) 3.上記2のとおりに実践できる人員の確保(言い訳にはなりませんが、現実問題として電話や窓口対応に追われ、マニュアルとおりにする時間が確保できないこともあると思います)		年金問題は、税金などと違い、20才に納付したものが40年後の年金受給時に判明するため、記録もれや不備があったにしても、事実解明が困難になってしまうと思います。
8274	地方庁	社会保険事務所課長級以上			オンライン業務が始まったときから、カセット記録の整備が進んでいないため、氏名検索をしても、すべての人に対応できていないことは、認識していた。	記録関係の担当のときは、わかり次第カセットオープン依頼し、記号を入力するようにしていた。申し出がない限り、記録を整備しなかったことによるため、統台帳を基に記録を整備することが必要だと思います。
8275	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金第3号の記録について、配偶者の厚生年金の喪失等によりあらためて第3号の届出が必要な方について特別便や定期便では第3号に入ったままの記録で送付されていること。 厚生年金被保険者記録についていわゆるカセットオープンがされないままになっている記録があること。	第3号については職権で記録を整備した上、該当するお客様に丁寧な届出勧奨を行うこと。それまではできるかぎり記録の送付は控えること。 カセットオープンを早急に行うこと。	お客様より届出をいただくものと認識していました。また、年金請求時に確認をすることで解消できるものと思っていました。問題という意識をもっていませんでした。	その時点では特に対応をしようと思いませんでした。お客様の立場に立って考えることなく業務を行っていたことが反省点です。今後はお客様の目線で考え行動していきたいと思っています。
8276	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		記録問題に携わる人数を増やしてもらいたい。	2年前、報道で知った。	職員数が十分に割り当てられていなかったこと。
8277	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	支援に行って感じることは、専門性の高い知識が要求されるため、記録問題に対する専属の人員をもっと増やすべきだと思う。	過去の制度の不備や人的ミスが積もり重なって、起きるべくして起こったと思った。 知ったのは、マスコミ報道がされるようになってから。	問題解決に向けて、支援要請があればできる限り参加している。 長期間問題を放置していたことが問題だと思う。
8278	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	職員が一丸となり、コツコツと努力する。	3年位前、国民に不安を与える重要な問題と認識した。	誠意を持って、電話及び窓口等の対応を重ねた。制度の問題、人員不足、国民への周知不足も考えられるが、国民ひとりひとりの大切な記録を扱っているという気持ちが、足りなかったと思う。
8279	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金の任意加入期間中に厚生年金期間が見つかった場合に任意加入の再取得が認められない為に還付となる。	三号と同扱いに法改正すべき。	噂き見や法令は無視した滞納事業所とのやりとりは認識不足と思われる。	
8280	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	戸籍、除籍、付票、住民票等の情報を取得し、浮いている記録との突合をしていけばいいのではないか。	年金は生活に直結するものであるから大変重要な問題であると思う。 平成19年頃に年金問題のことを知った。	年金問題を真摯に受け止め、お客の立場に立った物の考え方を徹底した。 国が年金記録を安易に考えて、記録管理をあまりにも本人(被保険者)に依存していたものと思われる。(年金手帳を本人がもっていればすぐ記録が確認できると。しかし、実際、年金手帳等の管理は個人には難しかったと思う)
8281	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	従来からのねんきん定期便のように加入者記録や、或いは名寄せ便のような疑い手番記録を送付することで、お客様からのアプローチを頂くというような、ある種、受身的な方法以外は、個人情報ということもあり難しいと考えます。また、受け取った回答票については、迅速に処理していくことで、結果として問題の早期解決に繋がるのではと愚考いたします。そのためには、きちんとした全国的に共通したルールの明文化が必要だと思われます。	年金加入記録がおかしいというのは、お客様への背信行為にあたる重大な問題だと認識していました。また、この年金記録問題については、私が入社した時分(平成20年7月)は、まさにピークであり、当初から知っていたという状況です。	窓口や電話などのお客様と直に接する機会などで、記録問題が一件でも解決できるように丁寧かつわかりやすい応対を心がけました。 特別便や定期便の回答に時間がかかりすぎている点については反省すべきと考えます。この回答や対応の遅さが、新たな不信の種火になりかねません。かといって、ただ徒に人員を増やすだけでは、質の低下を招き、的確な回答の作成ができない恐れもあります。担当者の質を高めつつ、素早く適正な回答の作成という命題を踏まえる必要があると愚考いたします。
8282	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	社会保険知識のあるOBの方のお力もお借りする。	新聞等、報道が大きくなってからです。	今まで基礎年金番号、年金制度への周知が十分でなかった。特に昔の方については、誕生日等違っていることも多く、将来の年金受給の際の、基礎年金番号の大切さがあまり伝わっていなかったように思う。
8283	地方庁	その他(社会保険事務局)	知らないです。	全職員が協力して全力で取り組むしかないと思います。	報道されてはじめて知りました。 重大で迅速に解決しなければならない問題だと思いました。	事務所支援や、休日等の記録関係作業等の出勤などできる限り参加しています。
8284	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		まず、ねんきん特別便を送付した方全員から回答をいただく。情報提供できるものはできるだけご本人にお知らせし、確認していただく。	同一人で複数の年金番号を持っているお客様がいたが、年金請求時に一本に統合されていくものと思っていた。これほどまでに、持ち主不明の記録があるとは思いもしなかった。実際に報道されるようになりその数の多さを知った。	お客様に出来る限りの情報提供を差し上げて、記憶を呼び起こしていただき、お客様の記録を確認していくよう対応した。 反省点・・・同一人にいくつもの年金番号を払いだしたこと。これにつきると思います。
8285	地方庁	その他(社会保険事務所)		以前、費用対効果の観点から、すべてのカセットのオープンはできないと言う話を上司より聞いたことがあるが、早急に実施すべきであると思う。	事務所の窓口において、厚生年金番号の重複取消届を受け付けておられる担当課長の処理において、他に同姓同名の記録があるのに、本人の申出分だけで受付をされていたのを見て、今後、他の記録はどうなるんだろうと言う認識があった。	窓口対応、事務処理において積極的に被保険者に対して記録の確認を行わなかった事によるものだと考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8286	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	一つずつこなしていくしかないと思いますが、それには人員不足だと思います。	世間で問題視されるようになってから、宙に浮いている記録や、納付記録が漏れているものが大量に存在することを知りました。	名簿時代に振り仮名も記しておき、オンライン化した時に正しく記録が収録され、年金相談の時にご本人に漏れなく確認ができていればよかったと思います。今は、提出される期間調査に対して、丁寧に調査していくしかないと思います。
8287	地方庁	その他(社会保険事務所)				
8288	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	職員一人一人の業務に対する意識を高めると共に、これまでの複雑な年金制度のしくみを少しでもわかりやすい精度に変えていく事も必要だと思う。	保険料を支払った記録があるのに、本人の年金に結びついていない記録をずっと放置してきた事。事業所が保険料の支払いが困難で意図的に報酬を引き下げて届出をしたことを、被保険者にきちんと通知しなかった事。平成4年ぐらいに知った。	厚生年金の調査申し出書により、会社名を元に加入記録を調査するが会社名が思い出せない人が多く調査が困難なケースが多々ある。その場合同僚の人や社長さんの名前等を聞き出し、記憶を掘り起こしてもらい、調査できるよう導いた。反省点は、平成9年1月に基礎年金番号が導入されたが、もっと早くすべきだった事と、国民に対し年金の広報が足りなかった事や年金請求時に本人の職歴の確認を充分に行わなかった事である。
8289	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし		基礎年金番号の導入までの制度の変化によって、生じてしまった問題。 平成19年夏頃	年金説明会が充実していなくて、年金の仕組みが一般によく知られていなかったことや、自分の記録を定期的に確認する機会がなかった点
8290	地方庁	その他(社会保険事務所)				
8291	地方庁	その他(社会保険事務所)				
8292	地方庁	その他(社会保険事務所)		できる範囲のことをするしかないと思います。	知ったのは、問題が発覚したころです。 とても長い期間の問題で、解決するには、かなりの時間がかかると思いました。	できる範囲のことをするしかないと思います。
8293	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	期限を短く定めて急がせずに着実に処理を	手帳番号をたくさん持っている人の存在、名前のない記録がある等 整備されていない記録がこんなに膨大にあるとは問題になるまで知らなかった	ひとつひとつ着実に処理をすること 中央である程度把握していたにもかかわらず、処理を先送りにしていたことが反省点
8294	地方庁	その他(社会保険事務所)				
8295	地方庁	社会保険事務所課長級以上		誠意を持って努力するために、増員して対処する	大きな問題。 数年前より認識。	自分が受けた照会はきちんと記録訂正のうえ、回答していた。 もともとのシステムも対応できていない部分もある。 また記録訂正により不利益になる人の救済を考えるべき。
8296	地方庁	その他(社会保険事務所)		集々と時間を掛けて年金記録統合に尽力したい。		
8297	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	迅速な処理ができるよう、正確なデータの整理	すべての年金記録がオンライン記録に入っていなく、紙台帳、マイクロフィルムでの管理もおこなっているが、100%でない状態。被保険者自身も年金制度への加入は事業所が行うことから、昔のことになると意識、記憶も薄くなる。また、少ないが当時の事業所の手続きにもあいまいな部分があった。このような状況の中、年金請求時に最終的に被保険者本人の記憶とオンライン記録でフォローしていた体制 期間照会事務に初めて携わった平成8年から少し感じていたが、慣れのなか月日がたち、記録	当時、期間照会回答時、お客様の記憶を少しでも多く思い出してもらい、なるべく整理しようと努力し、がんばっていましたが、忙しさの中で本人の申し出のみの調査にとどまり、積極的にできないこともあった。 反省点はオンライン記録ができたときから、紙台帳等の記録をオンライン記録への100%収録に向け、計画的に行えばよかったと思います。また、基礎年金番号導入時のフォローも積極的に行うべきだったように思います。
8298	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	さたなる人員の増加が必要だと思います。	入庁前のマスコミでの報道前までは年金記録問題については、知りませんでした。 年金記録問題については、解決しなければいけない問題だと思いますが、解決できるかどうか分からないと思います。	
8299	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	人員の確保。研修の実施。	日々の未処理業務が長い年月をかけて蓄積したものが年金記録問題という形で表面化したものと認識しています。問題の存在を知ったのは、5000万件の時です。	問題が表面化した時は事務局にいたので、事務所への応援などの対応を行いました。また、反省点としては、問題発覚後の対応が十分に検討されないままスタートしてしまった感が否めなかったと考えます。
8300	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません	平常業務を滞留させることなく、かつ集中して取り組むべきと考えます。 現存の職員(若手・中堅)はオンライン化後の採用ですので、紙台帳を用いていたころの業務を熟知しているOBを活用するのも方法のひとつかと思います。	年金記録そのものは大切な記録であり、慎重に取り扱うべきものと思っています。 記録問題が存在することを知ったのは、ここ2～3年の報道によります。	お客様一人ひとり記録は違いますので、誠意を持って丁寧に対応するようにしています。 報道でも指摘されていたように、汎用コンピュータなどない時代からの記録を管理していく中で、管理が行き届いていなかったこと、また記録媒体を移行するうえでの作業工程に不手際があったこと、管理する側の我々が「申請主義」のもと受け身であったためにお客様への周知が消極的であったことは反省点であると考えます。
8301	地方庁	その他(社会保険事務所)			特に意識していない 報道がなされるようになってから知った	個人的な対応はしていない 現時点の問題点としては、やっつけ仕事で意味のない方法ばかりとられていると思う 一度に特別便等を一斉送付して、現場が混乱しただけであり、また調査に対する回答も追いついていない状況であり極めて非効率である
8302	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在の未統合記録については、地道に統合作業を行うほかないと思いますが、今後「宙に浮いた年金」が発生しないようにするため、制度周知(広報)を徹底して行うように、また、できることなら被保険者の方がインターネット等で年金記録をリアルタイムで閲覧できるシステムを構築し、被保険者の方が自己管理できるようにすればどうかと考えます。	基礎年金番号導入以前より、同一制度の年金番号を複数所有している被保険者の方が多々見受けられたため、いずれ問題になるのではという危機感がありました。 基礎年金番号導入時に徹底して統合作業を行うべきであったため、世間で言われているよう、我々社会保険庁職員のずさんな処理というのも否定できません。しかし、被保険者の方も年金手帳等の交付を都度受けていたわけですので、複数の年金番号を所有していたことを「知らなかった」はずはなく「忘れていた」ということになり、被保険者の方の意識にも少なからず問題があったのではないかと思います。	年金制度が複雑で判りずらいことも問題と考え、電話、窓口でお客様とお話する際に、制度についてできるだけ判りやすく説明を行うとともに、「宙に浮いた年金」が今後なくなるよう、年金手帳は一人一冊なので今後転職などの際には注意していただくよう、ひとりひとりにお願いするよう対応しました。 この問題は、総じて制度の周知(広報)不足にあると思います。
8303	地方庁	その他(社会保険事務局)			マスコミで報道されて、年金記録問題を知った。	年金記録問題については、社会保険庁は、把握していたと思うので、早期に 全職員へ周知し、社会保険庁全体でもっと早い時点で、問題解決にあたるべきであったと考えます。
8304	本庁	その他(本庁)	特にはありません。	今の対応の仕方では、いつまで経っても終わりが見えないと思います。解決策ということではないかもしれませんが、原点に立ち戻って金手番(払い出し)整理をして基礎年金番号と突合・名寄せ等を行った方が先はみえると思います。上記を処理する上で、いまだに記録の統合がされていない共済組合等の記録提供が不可欠だと思います。	平成9年基礎年金番号化がされたときから、いずれこのような問題が出ると思ってました。ただ正直、ここまで酷くなるとは思っていませんでした。	とにかく相談者・紹介者の紹介内容に回答できるようにするだけです。 あくまで、受身の対応であること。被保険者・受給者からの相談・紹介があて始めて対応が始まること。
8305	本庁	その他(本庁)	ありません。	地道に補正をしていくしかありません。	記録管理に対する考え方の甘さ及びチェック体制の不備が招いた問題。	日常業務を迅速・正確に行うことで、上記を無くすよう勤める。
8306	地方庁	その他(社会保険事務所)				
8307	地方庁	その他(社会保険事務局)			外部民間委託の促進を拡大しておりますが、複数のお客様から 対応の問題個人内容を外部に出していることに対して いまの世の中の状況により不安を感じる方が増えています。	心配の電話があれば真摯に説明して誤解を生じないように努めています
8308	地方庁	その他(社会保険事務局)	世間一般に知られていることしかわかりません		基礎年金番号ができる以前のそれぞれの公的年金の番号が、基礎年金番号に登録されていないことが、年金記録問題と認識していた。この問題が、存在することを知ったのは、平成19年ごろです。	登録されていない年金の番号を、基礎年金番号に登録することは、随時社会保険業務センターで行っていたようだが、この時期に一斉に統合することになった。現時点から見ると、基礎年金番号ができた平成9年にこの作業をやるべきだったと考える。
8309	地方庁	その他(社会保険事務所)	分かりません	人員を増やし、時間をかけるべき。	組織の死活問題だと認識しました。	一刻もはやく、解決すべきと考えました。
8310	地方庁	その他(社会保険事務局)	公表されている以外は知りません。	宙に浮いている5000万件については休日返上でも一気にかたづけるしかないだろう。	年金相談室で過去の職歴、加入期間調査にあたっていた時に、台帳にて目視、検索をしていたが、オンライイン上の記録と台帳上の記録の不一致が見られた。	台帳にて可能な限り調査した。証拠書類(台帳、脱退手当金の支給決定関連)についての保管は可能な限りするべきだったと思う。
8311	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	経験と知識を有した経験者(OBなど)の活用	同一人が手帳番号を複数持っていることについて、制度上の欠陥であったのではということ、併せて社会保険庁での事務作業でのミス、社会保険制度への認識が欠落した事業主など、多くの要因が重なった結果起こったものと認識。	お客様の不信感が少しでも緩和されるよう、親身になった相談対応。 ミスのない事務作業を意識して行っている。
8312	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	1件1件の記録を慎重に確認していかなければならないと思います。	直接、国民個人個人の生活にかかわる問題ですので、早急に解決が必要だと思います。 年金問題を知ったのは、問題が表面化したときです。	各届書の入力、記録を統合する際の慎重な確認不足が多数あったと思われますので、これらを無くさなければならないと思います。
8313	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	一般に知られていない問題で、知っているものはありません。 年金記録問題につきましては、最優先課題ととらえ、機構への移行等一般業務も忙しくなりますが、職員一丸となり取り組んでいかなくてはならないと考えています。 年金記録問題をできるだけ早期に解決し、国民の皆様に喜んでいただける職場に生まれ変わらなくてはいけないと考えます。 以上の実現に向け、私も取り組んでいきます。	日々の業務を行っていく中で、担当者以外の決裁もうけていますので、年金記録問題が起きることは予想はあまりしませんでした。 年金番号を持っていないとして、再就職の際に新たな番号をとり、後に重複取り消しを行う方がいることは、困ったものだと思っていました。	窓口や電話等で十分確認を行い、年金記録の管理に細心の注意を払わなくてはいけないと考えます。 現場の職員の取り組みももちろん反省しなくてはなりませんし、事業所様からの届書の内容が間違っていると新たな記録問題を生じさせてしまうことになりますので、適正な届出の指導を行っていかなくてはならないと考えます。 機構に生まれ変わるに当り、日々の適正な事務処理を行うとともに、誠実に職務に当り、国民の皆様に愛される職場を作るよう努力する所存です。
8314	地方庁	その他(社会保険事務局)			19年5月頃に知った。 掛けた保険料が年金額に反映しない極めて重大な問題である。	新規付番時、基礎年金番号スタート時に、事業所、又は被保険者への調査、照会、確認を十分に行わなかったこと。
8315	地方庁	その他(社会保険事務所)	社保庁と地方、またその地方各県によっての認識、意識の相違。	記録早期適正化に至るには ①旧台帳等のマイクロ化。 ②カセット手番の早期収録。	手管理時、機械化後においても、記録を調査確認するのが困難であった。	手管理の時代は、近隣であれば、該当社保へ赴き、記録確認をし、遠隔地に対しては、電話にて時間を掛け確認実施。 機械化、基礎番開始、特便開始時すべてにおいて、時間が無かったのかは知れないが、事前作業があまりにも少なかった。よって、追加、追加での事後処理によって、事務処理の混乱が生じ、事務処理をすることにより、余分な時間が必要となった。
8316	地方庁	その他(社会保険事務局)			18年入庁時より、手番が統合されていない人が多く存在し、業務をする上でも大きな課題であった。	各種手続きで、役所や事務所に来られたお客様に対しては、積極的に記録の統合や案内を行った。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8317	地方庁	その他(本庁)				
8318	地方庁	社会保険事務所長	なし	出来るだけ多くの人員を投入し、早期の解決を図るしかないと考える。	皆様からお預かりした年金保険料が記録未統合により、老後の支えである年金であるにも関わらず正しく支払われていない。 社会保険庁として、いつの時点でこの問題について把握していたか不明であるが、オンライン導入時、基礎年金番号導入時に、年金記録問題に対して、社会保険庁全体で取り組んでいたらこのような事態は発生していなかったと思う。社会保険庁全体の怠慢であったと認識している。 一人で何枚もの年金手帳を持っている人がいることは仕事をする上で知っていたが、これだけ膨大な数の未統合記録があることは年金記録問題が公けになった時に知った。	年金記録問題の早期解決に向けて社会保険庁全体で対応している。また、事務所においても全所体制で対応しており、私もその一員として対応している。 オンライン導入時、基礎年金番号導入時に、社会保険庁としてこのような問題があることをどこまで把握していたか知らないが、その時点で年金記録問題に対して、社会保険庁全体で取り組んでいたら、ここまで大きな問題になっていなかったと思う。
8319	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		あまりにも問題が深く、膨大で、社会保険庁全体として本格的に取り組まないと解決しない問題だと思いました。	照会の量が多く、1件あたりに要する時間も多くかかるため、回答までに時間がかかってしまうけれど、やはり一人ひとりの生活に係る大切な記録であるため、照会された記録については、必ず見つけられるという意識で確認するようにしていました。 年金記録問題が発生した問題点については、システムの不完全さだと思います。ただ、もっと早く、せめて平成9年の基礎年金番号制度が発足した時点で行っていれば良かったのではないか
8320	地方庁	その他(社会保険事務所)			未統合手番については、受給者について、これほどあるとは思ってませんでした。年金記録問題で5000万件という報道の時期に全容を知りました。 「国民年金の納付したのに記録がない」という問題は、平成14年の国民年金事務が市町村から国になったことで、被保険者の声を直接聞く機会が増え、もしかしたらこのような事例は氷山の一角なのかもしれないと思いました。	現場ではその都度その都度、被保険者の訴えに対して調査するということしか行ってませんでした。この事例が他にもあるのではとおもいながらも、こちらからその可能性を調べ、こちらから被保険者に呼びかけるという体制は、システム的にも労力・予算的にも無理だろうということで、現場で判断してしまい、庁に働きかけるという動きをしなかったことを反省します。現在の対応に精一杯で、過去の記録問題に対応するという体制・考え自体が現場に充実してなかったことが反省だとおもいます。
8321	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	法令、通知等遵守の徹底 紙ベースの早期データ化及び現コンピュータデータとの突合せ	資格取得処理時に、年齢からは新規番号ではないのではないかという可能性があっても、事実所に照会することはあまりなかった。将来的に1人で複数の番号を所持していることで正しい年金加入期間になるかどうかの危惧はあった。 厚生年金と国民年金で別番号となっていたことにも問題があると思っていた。 時期については不明だが、昭和55・6年頃。	業務がコンピュータ化されても、特別な対応はとってこなかった。 カセットデータのオンライン化、紙データとのつき合わせ等を、5年・10年等の長期的視野にたって、計画的かつ確実な実施が必要であった。単発的な対応では時間と経費の無駄になってしまう。
8322	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		平成17年10月に採用され、まもなく不免除問題や年金記録のもれなどの問題が判明しました。 年金はお客様の生活に直接に関わってくるものなので、速やかに対応をとらなければいけない問題だと考えています。	特別便や定期便などで、記録が判明したとしても実際に再裁定が行われてお客様が受給できるまでに相当時間がかかっており、そのことに対する苦情等も多い状況です。 事務所としては、一日でもはやく進達するように対応しております。
8323	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金の適用事業所を退職後、国民年金の1号加入手続きをしないといけないことを知らない被保険者が多い。 窓口対応時、退職後、社会保険事務所で任意継続の手続きに来た時、国民年金の加入義務がある旨を言われなかったと申し出される事例が多い。	市町村とデータを共有できるように、コンピューターを開発して頂きたい。	今年の2月から在籍のため、すでに年金問題はマスコミを通じて認識していました。	年金制度を国民全体にわかりやすく、啓蒙および広報活動が必要かと思われます。
8324	地方庁	社会保険事務所長	ありません。	・特別便の対応 ・市町村データの活用	・紙台帳の切替において漏れや誤りがあったことの認識はなかった。 ・マスコミ等の報道で知った。 (事務局で医療係のとき)	・年金問題解決に向けて全職員で取組む。
8325	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	現在の方策を継続するしかないと考えます。	制度的な要因と、実務的な要因からなる複合的な問題と認識していました。問題の存在を知ったのは、5000万件に関するマスコミ報道があった平成19年6月です。	平成19年当時、年金相談を担当していましたが、対応マニュアルが配付されていましたので、その内容に沿って本人に記録確認を行っていました。 現時点でみた場合の反省点は、制度的には年金制度ごとに番号を払い出さず、はじめから一つの番号で記録を管理するよう制度設計をすべきであったこと、また実務面では基礎年金番号導入時に大々的にPRを行い、国民的な関心を高めて記録統合を進めるべきであったと考えます。
8326	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	基本的には地道な努力で解決に迫くしかないと思います。しかし、証拠書類が逸散している現状では、職員の努力だけでは解決できない事象がたくさんあります。ついては、過去記録の相違については、被保険者の申し立てを基本的に信じて訂正を行ってもよいのではないでしょうか。	未統合手番の存在を知ったのは社会保険事務所出向時、平成8年です。 当時は、未統合手番は年金裁定時に集めて統合するものだとされていたので、実務はそんなものだなと思ったものです。ただ、一つの番号で記録を管理していないのは問題だと思っていたので、平成9年正月以降の基礎年金番号施行で一つの番号で管理するとなった事に喜んだ記憶があります。 取得・算定月変・喪失記録の違いについて、紙台帳の記録が違うとの指摘はニュースで騒がれた平成15年以降です。正直、ここまで騒がれる程違いがあるとは思いませんでした。ただ、事業所より提出された書類は当然破棄されていますので分かりませんが、提出された書類自体の誤り、虚偽の可能性も否定できませんので国(自治体)としてのデータ管理間違いのずさんさに係わる問題と、提出書類自体の信頼性の問題がごっちゃになっているような捉え方をしています。 遡及喪失の問題はやはり、平成15年以降のニュースです。勤務実態のある人、事業所を遡り喪失させる事をやってしまっているとは知りませんでした。本来は調査の上、執行停止から不納欠損とすべき問題であると思います。	対応は特別にしていません。ただ、延々と続く作業になるでしょうか地道に修正してゆくしかないな、と思い日々の仕事をしていました。 一に行政としての制度告知、指導の脆弱さがあったと思います。 厚年の被保険者証に、手番は一つですと書いてあるにも係わらず、何十も手番を持っている人がいる事は、制度の周知がなされていなかった事が一つの原因と思います。総背番号制度の批判との兼ね合いもあり、基礎年金番号は平成9年末でできなかった訳ですが、自分の年金記録を一元、一括管理する大切さが国民の皆様の間に浸透したのが残念ながら庁問題を契機にしての事でした。 ただ、相変わらず資格取得時多くの疑義様が出るなど、年金制度の周知不足が挙げられます。本当は小学校の社会教育の時間辺りで社会保障制度について教育できたら良いと思うのですが。 次に、記録の管理のずさんさについて。被保険者の名前は、漢字、カナ両方で管理する位の事はできた筈です。また、事業所の提出書類自体の誤り、事務所職員の台帳への転記誤り等ミスもあったでしょう。基本的には昭和62年以降の全国オンライン導入とプルーフリストによる入力チェックにより、将来的はに記録の違いは発生しないと思っています。 記録の違いを正すには、被保険者本人が簡単に自分のデータにアクセスでき、随時(事業所に証拠が残っているうちに)違いがあった場合に指摘できる様にすべきではないかと。 遡及喪失の問題については、内部の問題となります。正直、厚生年金の収納率のノルマは90パーセント以上と高いと思います。ノルマを掛けられた職員が、収納率アップの為に記録を切ったのは悪いことです。しかし、現実に実現し得ない程度の収納率ノルマを掛けていた事が原因と思います。ここは、思い切って収納率について厳しい要求はしないとすべきではなかったかと思います。司法取引ではありませんが、個人にのみ責任を課していては懲罰的で、ノルマの達成のために本末転倒な事をしてしまうと
8327	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	過去の業務フローを熟知している者の知識の活用	未統合の手番が膨大な数にのぼること。 社保庁の記録の管理が正確に行われているとはいい難いこと。 この問題が大々的に報道されてから。	個々のケースに責任をもって対応した。 反省点:現場もそれ以外の職員も、業務を正確に行うことを最優先にしてこなかったと思われる点。
8328	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	1件ずつ丁寧に解決していくしか無いと思います。	平成17年頃知りました。	まずは自分が対応や調査を行う1件ずつ丁寧に対応してこれたと思います。 記録の管理不足と年金番号を1人に対していくつも付番したケースがあること。
8329	地方庁	その他(社会保険事務所)				
8330	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	国として責任を取り、申出があったお客様全てに対して速やかに給付を行う。	基礎年金番号導入時にこのような問題が生じる事は現場の職員又基礎年金番号導入に携わった関係課の職員は認識していたと思います。	基礎年金番号導入時のPR不足
8331	地方庁	その他(社会保険事務所)	未統合記録が判明し、記録統合を行うことにより、年金受給額が下がるケースがよくあります。例えば、厚生年金期間が判明し、第四種被保険者期間の削除を行った結果、年金受給額が下がることが多々あります。 この場合、ご本人が希望されなくても統合を行い、減額再裁定及び返納金が発生することに疑問を感じています。	ご本人が望まない場合、年金受給額が下がる記録統合や再裁定は行わないという選択肢も作るといった方策が必要と考えます。	未統合手番が多く残っていくことは、平成9年当時から認識があったが、年金請求時に加入履歴の確認等を行っており、その際に解消されていくのだろうと考えていました。 しかし、当時は記録はもれなく管理されているという前提で手続きが行われており、オンラインとで確認できる記録確認と、氏名検索程度で裁定が進んでいったことに問題があると考えます。 オンラインシステムの導入による記録移管時と基礎年金番号導入時の、年金記録管理に対する対応誤りと、危機管理意識の低さが現在の問題につながっていると思います。	年金記録問題が表面化してからは、お客様もご自分の記録に誤りがないかという意識を持って来所されるので、お客様の話をよく聞き、未統合記録が多く存在することとなった経緯についても、なるべくご説明するようにしました。 反省点としては、基礎年金番号導入時に多くの手番が残ることに対しての対策不足、現在の特別便レベルの対応が必要であったこと、が挙げられると思います。
8332	地方庁	その他(社会保険事務所)		一つ一つ丁寧に片付けていくしかないと思う	社会保険庁だけの責任ではないと思っていた。 テレビで騒がれだして初めて知った	反省点としては一人にいくつも番号を付番してしまったこと。 自分としては与えられた仕事を確実にこなすことしか出来ないと感じた。
8333	地方庁	その他(社会保険事務所)			最近です。	
8334	地方庁	その他(社会保険事務所)	上記のような問題は知りません。			
8335	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	謝金、賃金職員だけでなく正職員も増員し、対応が必要と考えます。	年金への信頼を揺るがす問題と認識しています。	お客の立場になって対応することが重要と考えます。 基礎年金番号導入時の対応が不十分であったと考えます。
8336	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	特になし	平成18年頃報道で知りましたが、全部の記録を判明するのは、かなり困難と思っていました。	過去の記録については、全部を判明することはかなり難しいと思われます。今後、このようなことが起こらないように年金制度の統一と各年金制度の資格取得喪失がつながるような制度改正が必要かと思われます。
8337	地方庁	その他(社会保険事務所)			個人の記録が抜けてしまっているということは、大変な問題であると認識しています。	とにかくお客様に対し、懇切丁寧な対応をするとともに、記録調査については、迅速に調査及び、回答をすることを心がけています。 基礎年金番号の導入時に、もっと詳しく調査等を行い、記録を整備しておけばよかったのではと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8338	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	ご本人に確認をとる現在の方法しかないと思います。	個人では、年金記録が全く解らないため、この様な問題は起きると思っていました。また、私は約20年前に採用されましたが、すぐに解りました。	ご本人が自分の年金加入歴や年金制度をよく知らなかった事や、社保庁がその事を周知しなかった。また、個人の年金番号が複数あり、早期に一本化出来なかった事も原因だと思います。
8339	地方庁	その他(社会保険事務所)	現在報道されている問題以外は特に認識ありません。	統合されていない年金手帳番号を特化して文書、戸別訪問により対応するのが効率的と思います。	被保険者の大切な年金に直結する問題と認識しております。	社会保険オンライン記録及びその元となった被保険者(紙)台帳を迅速・適正に確認を行い対応いたしました。 制度上の問題として、今後も番号管理を行う場合は一元的に行い、疑重複の疑いがあれば即時に解決しなければならないと思います。
8340	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていないこととしては、記録統合により年金額が減額になるケースがあること。この件については、もう少し政府の広報が必要であり、救済措置を検討する余地もあるのではないかと思う。	2年前に氏名等未収録の記録の補正をしていた時点から見れば、状況は格段に進んだ。ただ、世間が求めている記録問題の完全解決にはまだ遠いのも実情である。 再裁定処理のさらなるスピードアップの為にも、他の官庁のような安易な人減らし・予算減らしをするべきではない。知識・経験のある、問題解決にとって必要な人材が流出しないように、きちんとした体制を整えるべき。	窓口で相談をしていて、氏名等が正しく収録されていない記録を見る機会があり、そのことを認識した。しかし、まれなケースだと思っていたので、全国的にこれほど多数にのぼるとは思っていなかった。	相談があった際に、知識・技術を駆使してその方の記録統合に尽力した。確かな技術があれば、記録はきちんと見つけることができるし、統合できる。そのノウハウは後輩や同僚にも引き継いできた。 ただ、全庁をあげた取り組みが必要だったというこうとを現場から本庁にあげなかったことは、反省すべき点であると思う。
8341	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	特にオンライン以前の紙台帳部分の氏名の読み取り際、誤って登録したものや生年月日の誤りなど旧台帳の整理には時間を様子と思料されます。 全員の統合は、死亡者もおり困難を期すと思うが解明にむけ努力をしたい。 また、市町村の戸籍情報の活用はできないものか。	年金記録問題は、マスコミを通じこんなにあるのかと痛感しました。特に仕事柄個人情報の大切さも痛感しており同姓同名や職場名の不明では、同一人物のものとは、言い切れなく、難しさを痛感しました。特にオンライン以前の紙台帳の不鮮明なものも多く改めて難しさを痛感しました。	紙台帳をオンラインに移行した際、氏名等の読み取りが不鮮明なものを確認もしないで登録したなど、不十分さが今の状態になったと思料します。
8342	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし。	年金記録の管理は長い歴史があることから、古い紙台帳には旧字体や過去の取り扱いの経緯等、若い現役の職員では判読できないものも多々存在します。 過去の取り扱い等がわかる経験者を多数動員することが必要と考えます。	マスコミ報道から知った。	特になし。
8343	地方庁	その他(社会保険事務局)	脱退手当金の支給印漏れ。	人数をかけてマイクロの再確認を行っていく。	記録は確かなものだと思っていました。 (未統合手番を除く) 平成19年度夏。	WM上の記録だけでなく マイクロ(被保険者原票)を確認する。 機械化の以降に際し、しっかりと記録を整備してから 行うべきだったのではないかと感じます。
8344	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	今後は毎年誕生月に「ねんきん定期便」が送付されることで、お客様自身も自分の年金についてさらに関心が高まり、万が一誤った記録が収録されるという事態が生じた際もすぐに対応がとれるという効果が期待できると考えております。 私自身今、「ねんきん定期便」の調査に当たっていて、事業所によっては本人の給与から天引きする厚生年金保険料の金額をまったくでたらめな金額で天引きしていたりと、保険料や加入用件等についてあまり理解していないまま社会保険事務にあたっているという事例も多々見られるということを感じています。今後は、問題のありそうな事業所に対するより一層の調査や指導を定期的に行っていくということが、今後年金記録を正確に管理していく上では、欠かせない重要な業務になっていくと考えております。	年金記録問題は、その問題が発生した当初は、「払い出された年金番号のなかで本人からの申し出がないために統合がなされていない5000万件」・・・という認識でいました。しかし、その後対応に当たっていく上で、紙台帳からオンライン化する際にずさんな処理が行われていたりと、本人記録が確認できないいわゆる「消えた年金記録」というものも存在するということを理解していきました。そしてそれは、ひとえに社会保険庁職員の年金記録を将来にわたって正確に管理していこうという意識が低かったために生じた問題であると認識していました。 なお、私がそのような問題が存在することを知ったのは、ニュースなどで世間一般に知られるようになってからで、それより以前には知りませんでした。	何よりも、「ねんきん特別便」や「記録照会」などのお客様ひとりひとりのお申し出に対して、丁寧に調査・回答していくことが、地道ではありますが、確実に解決へと進んでいける方法であると考え、誠実な応対に努めてまいりました。 反省点とすると、そもそも、紙台帳に記入された文字が汚くて読み取れない漢字があったり、もともと書式に振り仮名を書くスペースがなかったことが考えられます。将来にわたって非常に重要な役割を果たすべき紙台帳であったのに、その取り扱いがあまりにも乱雑で、書式などもあまり考えて作成されたものではなかったように思われます。そして、オンライン化する際にも、フリガナをいいかげんに入力したり生年月日の入力誤りがあったりと、どうして当時もっと丁寧に記録を入力・チェックしてくれなかったのか、そのことを考えると本当に悔しいものがあります。 ただ、今現在この組織で働くものとして、すべてのお客様に対して必ず年金記録問題を解決しなければならないという責任を負っていると考えていますので、今後もひたむきにこの問題に取り組んで、記録の調査等を行っていきたいと考えております。
8345	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	平成18年か19年ごろ 5000万件の新聞記事だったと思う	特別便の窓口相談 反省点としては、年金制度が複雑になってしまったこと
8346	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	年金の空白期間を作らないこと。	年金給付課に配属された時。	健康保険・厚生年金については、事業所への通知のみとされているが、本人への通知を年に1回・喪失時には、通知をして本人への意識を高めること。
8347	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知らない。	本人確認の取れていない記録に対し、ひとつひとつ地道に照合作業を積み重ねていくほかないのでは」ないかと考える。	年金記録問題について強く認識したのは2、3年前ぐらい。年金裁定業務に携わるようになって、整備されていない記録がかなりの量存在することを意識しました。	整備の必要な記録の整備依頼、本人の可能性のある不明な手帳番号について、本人や家族への連絡を可能な限り行い、ひとつでも多く記録の整備が進められるよう日々必死で努力している。 オンライン化の時期と基礎年金番号制度に移行する時期に、大量の記録を短時間で収録しようとしたために、処理誤りが多く発生したのではないかと思われる。短期雇用の非常勤職員ではな
8348	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		年金記録問題については報道ではじめて知りました。当時の記録管理の仕方に問題があったのではないかと思います。	窓口でお客様の当時の記憶等をなるべく聞きだし、記録をさがすよう努めました。 何十年もたってから当時の記録を確認するのではなく、自分の記録をその都度確認できるシステムができればいいのではないかと思います。
8349	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	特にありません。	問題という意識はなかった。マスコミ等でさわがれてから。	制度自体に問題があり、社会保障等については学校教育などで周知を図ったりすれば良かったのではと考える。
8350	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	現在の取り組みを継続していく	以前は単に年金記録の事務的な整理の問題であるという認識。マスコミで大きく取り上げるようになって、そういう問題もあるのかと思った。	この問題を、過去にたずさわった職員の責任という考え方もあるが、解決するのは現在業務にたずさわっている職員の責任である認識して接客や種々の取り組みに対応してきた。 法令順守や情報の管理に関して、職員個人の認識や組織としての管理が甘かったのではないかと思います。
8351	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	特になし。	記録が消失されたのではなく、それぞれの手番記録が単に統合されていないことであることと認識している。(一部当方の方でのミスはあるものの被保険者の届出がされていないことによるものもあると思います。 この問題は、やはり騒がれだした同時期だと記憶しています。	できる限りのお客様に対しての事情を説明し、迅速丁寧な対応にて応対している。基礎年金番号統合時及びそれ以前の管理上の問題及び被保険者への説明不足。
8352	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	ありません	きわめて重大な問題 5年程前、年金給付課にいた時	掛けた年金がもれなく給付につながるように 管理のいいかげんさ
8353	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	紙台帳とコンピュータ記録の突合作業に際し、日本年金機構の職員だけでなく、全国健康保険協会や厚労省転任者も含め、作業に従事すべきかと思います。	氏名のないコンピューター記録が存在していることは、10年以上前に期間照会に対する回答を担当していましたので、認識していました。 期間照会に対しては、マニュアル等も作成し、丁寧に調査を行ってきたつもりです。	加入実績があり照会があれば、容易に判明する場合が大半でしたが、基礎年金番号導入以前は住所の登録がありませんでしたので、受給資格のある方に対する支給もれの救済は難しいと思っていました。 そのような記録があること自体を組織として議論する機会がなかったことが残念です。 また、社会保険庁の年金記録問題以外の不祥事も影響し、制度そのものに対する信頼の失墜や、実際には未加入であった方を過度に救済する第三者委員会の基準の見直しの方向は非常に残念でなりません。
8354	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に存じません。	職員等の意識の統一と一致団結した行動が肝要だと思います。 職員のやる気も重要ですが、職員増員等、職員のやる気を削がないような方策を中央に考えていただき、且つ事業運営していただければと思います。	数量が多すぎて、漠然とした不安が先立っていた感がありますが、早かれ遅かれ、いずれ解決していかねばならない問題でもあるので、地道にやっていかねばならないものと認識しています。 年金記録問題を意識したのが何時頃からかは漠然としているところですが、はっきり認識したの	この問題に対し、とにかく地道且つ誠実に対応していこうと考えていました。 ただ、もともと与えられていた業務と年金記録問題解決に係る業務とで、自分も周りもなかなか思うよう対応しきれなかった面もあるかと思います。
8355	地方庁	その他(社会保険事務局)			事務所の年金給付課に在籍していた時に知り、大変な問題だと思いました。	適切な処理となるよう努めました。お客様第一という意識が少し足りなかったと思います。
8356	地方庁	その他(社会保険事務所)			早期の対応が必要なのでは、と感じていた。	来所相談時の本人記録確認の徹底 反省点:基礎年金番号導入時の対応不足
8357	地方庁	その他(社会保険事務局)	臨時的任用職員として短期の契約でお仕事させていただいております。まだ、この期間でそのような問題に直面していないと感じております。	正しい知識と対応をすることが必要だと感じます。	国民年金の記録補正をメインに従事しておりますが、重複している記録、納付等を補正する際に細心の注意が必要と考えております。	所属している係の皆様に相談して、わからないままにしないようにしております。
8358	地方庁	その他(社会保険事務所)		基礎年金番号に登録されていない手番の持ち主を、早急に特定することが重要だと思います。庁で管理しているカセットをすべてオープンする、及びカセットのマイクロフィルムをWMで確認できるようにすればよいと考えます。氏名索引で検索できても、事業所名が特定できなければ、本人の記録と特定できません。	将来的にこのような問題がおきるのではと感じたのは、約20年前に厚生年金の期間調査を担当した時です。厚生年金だけの被保険者であっても加入記録がひとつにまとまってない、加入したかどうかも覚えていない、氏名・生年月日を偽って加入した等、記録をまとめるには困難が伴うと感じていました。当時は期間調査が提出されたときに、丁寧に調査を実施し、年金裁定時までに記録を整備すればよいと漠然と考えていました。しかし今は今後の年金制度維持のため、年金加入者および受給者全員の加入記録を整備し、全員に納得していただかなければならないと考えています。	期間調査については十分に調査を実施し、また厚生年金の取得時の新番払出を慎重に行いました。現時点ではこれが不十分であったために、結果として未登録手番が多数存在することになっていると考えています。 今後は年金加入時に過去の年金加入記録を十分に確認し、被保険者ひとりにつき、二つ以上の基礎年金番号を持たないように注意するべきだと考えます。これで以後はこの問題が発生することはなくなると思います。過去の未登録手番については、即効性のある解決策は思いつきませんが、今までどおり地道に調査を行っていくしかないと考えています。
8359	地方庁	社会保険事務所課長級以上		単発的な対応に終始している、体系的な方策を示した上で、体制整備を図る。		
8360	地方庁	その他(社会保険事務所)		未送達者などは市区町村の協力を得て、住基から転居先等の情報を得て被保険者等から回答をいただき未統合手番をなくしていく。		私が採用される前からのずさんな管理が国民に迷惑をかけてしまうことになりハッキリ言ってショックでしたが、同じ組織に働くものとして積極的に取り組んでいくしかないと思った。 国民年金20強制加入が始まった当初から未加入勧奨をもっと徹底して行うべきだった。国民へのアピールが少なかった。 厚年加入時、手番等をしっかり確認せず新規付番を行っていたことが大きな問題につながってしまったことは反省しなければいけないと思う。
8361	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。		公的年金制度の根幹および国民の皆様の信頼を損なう重大な問題であると認識していました。記録問題の存在を知ったのは事務局保険課に在職していた平成18年頃だったと思います。	国民の皆様の視点に立ったサービス向上に資するよう、また国民の皆様に信頼される制度や組織になるよう精一杯対応してきたと思います。 反省点として国民の皆様からの視点に立ったサービスができていなかったことがあげられると思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8362	地方庁	社会保険事務所課長級以上		調査依頼者には、速やかな回答をする。 回答が終了していない方には、定期便等の年金のお知らせはしない。等	国民年金については、納付したのに未納となっている者は、ごく稀な事例と思っていたが、調査していくと訂正が必要な者が少なくないこと、年金受給額に影響することから重大な問題であると認識している。 記録問題が報道されるようになった頃に知った。	上部機関の指示に従い対応した。 国民年金においては、紙台帳を全件保管していたわけではないこと、市町村のデータを保存しておいてもらわなかったことが、悔やまれる。 また、特別便の整理が終了していない中、定期便をスタートしたのは早かったし、市町村の台帳突合せなど社保でできる調査・突合せを終えた後に次に進むべきで、一つずつの整理が必要
8363	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	過去の年金記録を統合することにより、現年金額より低額になる場合がある。 本人の意図的または事業所の届出時の誤記入による生年月日相違者が相当数あると思う。	紙台帳及びマイクロ管理による記録をオンラインシステムによる管理を行う。 紙台帳時代の職員等が少なくなり、当時の記録等による管理のしかた、見方がわからない職員等が多くなっており、確認作業に途方もない時間を要していると思う。	年金請求時に、本人確認においてすべての本人記録を統合できていると思っていた。一部は本人が覚えていない年金記録があるのではないかとも思っていた。 いち早く、現在できる管理(電算化)しておくべきだったと思う。それが出来ないほどの記録(データ)を保有していたのだとも思う。 5000万件と報道された平成19年に知った。	届書審査等において、より正確に、1件1件を慎重に事務処理する必要性を再認識した。 基礎年金番号導入後は、記録管理が一本化しているため、宙に浮く可能性が低いと思う。しかし、複数の基礎年金番号を持つ被保険者が存在している。(旧住所、過去の事業所名を覚えていない等)
8364	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金問題に対応する課を作り、一般業務と切り離して集中的に年金制度に精通した人員を投入し対応するしかないと思う。	年金裁定時に氏名索引等を行い、浮いている手番を基礎年金番号に統合すれば解決すると認識していた。深刻に問題を認識したのは、一連の年金問題が出た頃、名前のない記録等の対応を行っている時に払出簿から検索していくと他人の記録と混在したり持ち主の特定が困難な記録が多数有るのを知り愕然とした。	被保険者や年金受給者の話を真摯に聞き取り旧台帳記録等の確認に努めた。 厚生年金や国民年金の新規加入時に手帳の添付が無い方に対して安易に新番号を払い出しすぎたのではないか。職員の認識の甘さと基礎年金番号の様な統一的な番号の導入が遅かったのではないかと思う。
8365	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません。	特別便、定期便において、間違いや記録漏れがあると回答されたお客様への丁寧な対応だと思います。	消えた年金記録、宙に浮いた年金記録、年金記録のずさんな管理等の報道がされた時です。	業務センターでの記録管理、未統合記録の調査を基礎年金番号導入時に取り組まなかった事だと思います。
8366	地方庁	その他(社会保険事務所)			社会保険庁全体として早急に対応する必要がある問題と認識していました。 社会保険で働く以前から	年金特別便、定期便で来所されたお客様に対して、できる限り、おしゃられた記録の確認を行いました。問題については、回答を行っていただいたお客様に対する社会保険としての回答が遅れている事が、反省点として挙げられます。
8367	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	きちんとした統一マニュアル等を徹底すべきだと思います。 時間がなくても定期的に研修等を行いミス等が起こさない努力が必要。 異動等で担当が頻繁に変わることが多いが、前任者等の引継ぎや個人任せにならないようにした方がいいと思います。 地域や個々の職員によって、事務処理や解釈の仕方が少しでも違えば、今後も問題は絶えず出てくると思います。	国民のみなさんへの裏切り行為であり、信用をなくした大きな問題であったと認識しております。 報道等やお客様の声(間接的)を聞いたときに知りました。	まずコンプライアンスの徹底。 反省点としては、意識の低さ。 国として、一番なくてはいけない信用を失ったので、過去は消えないので今後、徹底した職員の意識の徹底が必要だと思います。
8368	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	紙台帳とオンラインの記録の照合は必要と思います。 ただ、紙台帳は判別が困難なものもありますし、オンライン化後に記録訂正された結果、記録が一致しないようなケースもあると思われ、大変困難な作業になるとは思います。	オンラインの記録に氏名がないものがあるのは認識していましたが、それは台帳の判別ができないなどの理由で整備できないものと思っていました。また、加入者の方からの戦歴の申し立てで、判明することが多数ありましたので、将来的にはご本人の記録に結びつくものと思っていまし	基礎年金番号への名よせなどによる、加入記録照会に丁寧に対応すれば、解決できる問題と思っていましたが、それは加入者の方に行動していただくことを前提としており、ねんきん特別便の送付のように社会保険庁のほうから行動していかなくてはいけなかったと思います。
8369	地方庁	その他(社会保険事務所)			入庁してすぐのころ、オンラインシステムが古すぎると思った。	パソコンを使い自動で処理できるシステムをつくり、効率的に業務が遂行できるよう努力した。 レガシーシステムの見直しが遅すぎたことが一番の問題点だと思います。
8370	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません	記録確認作業のエキスパートを集め、早急に回答する。	認識はありませんでした。平成19年6月	早さのみを重点に対応しました。年金の係りを主に対応していましたが、人手不足がなによりもの、反省点だと思います。
8371	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特になし。	5000万件といわれる収録漏れがあるとは思わずに、まじめに仕事をしていたので驚いた. 庁からの通知等で知った。	この問題の解決のために、少しでも役立ちたいと考えている。反省するより問題解決が先だと思う。
8372	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じません。		適用業務を担当するようになった時に、厚生年金被保険者番号の重複取消届がすでに存在しておりましたので、かなり以前から同一人に複数の番号が払い出される場合があると認識していた。また、脱退手当金の請求時には手帳を回収しておりましたので、同じ番号での再取得はなく改めて新番を払出しておりましたので、このような事象がこの問題と認識していました。	年金についての教育(学校教育を含め)や広報が不充分であり、事業所任せになっていた面が大きいと思います。適用拡大により法人組織1人以上が強制適用になった現在、それまである程度事業所内で被保険者に伝えられてきたことが薄れているのではないかと考える。 基礎年金番号導入前は疑重複がシステム上で表示されませんでしたので、複数の番号が払出される原因であったと考える。
8373	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録問題の消えた年金については、丁寧にほりおおしていくしかないのかと思います。そのためには、人員や予算は必要ではありますが。機構に移ることによって、忘れ去られてはいけないと思います。	いつごろかよくわからない	適正な処理をするよう努力はしているが、問題が大きすぎる。組織全体で対応するしかなく、その中で、適正な処理を心がけていきたい。 ただ、国民年金の免除のように、通知がでた方法で事務をし、そのことによって、処分された人がいることについて、疑問が残ります。
8374	地方庁	その他(社会保険事務所)			とても大きな問題で、早急に解決しなければならないと認識しました。報道等でとり立たされた頃です。	年金相談業務に携わっていたので、今まで以上に真剣に業務に取り組みました。やはり、記録の管理に問題があったと考えます。また、保管方法についても、旧台帳の管理も早いうちから機械の中に取り込むべきだと思いました。名寄せも年齢の若いうちから調査すべきと考えます。
8375	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金問題が発覚した後、任期付職員として採用されました。	あらかじめ専門チームをつくるべきだったと思います。 事務所の対応では限界があると思います。 新規採用者は、特化した仕事を任せるべきだと思います。
8376	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	現時点といわれれば、人員を増員して専門スタッフで進めることかと思う。調査の進め方には限界があり、現状以上を望めないと感じます。もっと以前からの対応であれば、調査依頼(受付)から回答までの管理・作業を効率的なツール等を全国的に活用していけば調査時間の短縮が図られていたと思います。実際に事務所間で相当効率性に差があるように感じます。	基礎年金番号導入の際に他手番の回答が不完全で、統合されていない記録が相当存在すること。平成9年以降。	基礎年金導入当時、未回答者への勧奨業務は、指示がされていたことについては実施していたと記憶していますが(はっきり覚えていませんが)、未回答者への回答勧奨が不十分であったこと、もっと問題意識を持って取り組まなければならないものであったと感じます。
8377	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	今後も本人に対し、お知らせ等をしていくしかないと思う。	強く意識したのは特別便を発行した以降です。	早期に記録のお知らせ等をするべきだったと思うし、本人と思われる記録があっても、以前は本人に会社名等の情報を提供することができなかったことが、記録の統合につながらなかったと思
8378	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	・人員を集中させること。とくに、その地域の歴史や変遷について詳しい人がいるとより手がかりを得やすくなると思います。 ・被保険者、受給者、事業主の協力が不可欠であるため、今まで以上に記録の確認整備に向け積極的に働きかけをしていく必要があると思います。	本人記録に統合されていない不明な記録が何千万件もあるということを知るまでは、被保険者や受給者が年金相談等を受ける際に過去の記録を確認することで記録は整備されるものと思っていました。新聞等の報道により、不明な記録が何千万件もあるということを知り、非常に大きな問題であると認識しました。	以前は本人や家族の申出を待つというスタンスであったことから、そのような考えを改め、相手の年齢を問わず積極的に記録に漏れ・誤りが無いか確認するよう心掛けた。一方で、確認作業には本人や家族の方々の記憶に頼らざるを得ない部分が大きいことから、国(社会保険庁)が管理してきた記録(台帳やオンラインデータ)に不備があると誰にも分からなくなってしまうということが起こりうるため細心の注意を払う必要があったと思います。
8379	地方庁	その他(社会保険事務所)	ない	最後の一件まで解明・・・などは不可能。 わからないです。	騒ぎになってから認識した 過去の組織の怠慢としか思えない。 また、事業所の届け出もれ等のミスが相当数あるが、それも全て社保庁のミスと誤解されている。	相手の立場に立っての対応を心がけたが、再裁定に時間がかかりすぎる、決定(予定を含めた)の案内が出来ずかえって不信感をつのらせている。
8380	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録が問題になる以前は、本人から申し出がない場合は、こちらから情報の提供をしてはいけないと言われていました。	できる限り、こちらでわかっている情報を提供するため、電話による案内・訪問・文書での案内を行い、正しい年金を受給してもらう。	年金記録が問題になる以前は、本人が覚えていないものは、仕方がないと思っていました。このことが問題であると認識したのは、年金記録が問題になってからです。	住所地・年代からみて、本人の記録に間違いないであろうと思われる記録については、できるだけヒントを与えて思い出してもらうようにしていました。 もっと前から情報の提供をしていたらよかったと思います。
8381	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	具体的な方策は現在行われていることのほかには、思いつかないが、全職員一致して問題解決に努力するほかないと考える。	テレビ等で報道が行われてから。膨大な量の未統合記録があるため、解決までに時間と労力がかかる問題であると認識していた。	直接年金記録問題を対応する部署にはいなかったが、支援等、必要であれば、協力した。
8382	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	ありません	年金記録整備の直接の担当課が存在しないので、重要な問題である事は認識していた。 平成13年頃から	自分は年金特別便担当として業務をしておりますが、先日事務局の管理3係りの指導があり宙に浮いた名寄せ記録(050)は本人確認はするなと指導がありました、本人の記入した記録以外はあくまで参考記録なのでとのことでした
8383	地方庁	その他(社会保険事務局)				
8384	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			1)「年金裁定時に全ての手帳番号(又は基礎年金番号)を統合すればよい」という考えは、事務処理の効率化のため(現役世代まで手が回らない)のためやむを得ないと聞いていましたが、年月が経ち、記憶が曖昧になってしまってからでは遅いと思っていました。 また、記録を探す作業に長い時間を要するため、裁定までに時間がかかってしまったり、とりあえず判明している期間だけで裁定し、記録が判明する毎に再裁定を行ったりと、無駄を重ねていると思っていました。 2)新たに記録が判明した際、老齢年金のみ期間追加の再裁定を行っており、同じ記録で裁定すべき障害年金は再裁定を行っていませんでした。結果として年金が減額になってしまう例が多々あるためですが、それでも受給者様にご説明とお詫びをして、再裁定すべきと考えていました。 3)マイクロで保管されている台帳について、崩し字で書かれているものが多く、年配の事務補佐員さんに解読してもらうこともしばしばでした。同じ手書きでも戸籍は後世に残すことを考えた書き方をしているのに対し、あまりに雑で憤りを感じていました。 しかし、戦災・災害等から台帳を守った先輩方もいらっしゃるであろうことに敬意をもっています。 4)マイクロで保管されている台帳で、オンラインに収録されていない記録について、記録の照会があるまで手つかずという取り扱いでした。しかし、照会がなくても、少しでも手が空いた時にコツコツと整備をしていたら、記録探しはもっと効率化されるだろうにと思っていました。 1)及び2)については入庁間もない18年前から思っていました。 3)及び4)については記録課に在籍していた8年程前から思っていました。	1)については、上司に意見を述べるに止まってしまいました。 反省点は現在周知のとおりです。 2)については、障害年金の再裁定担当の業務審査課や社会保険事務所に勧奨をしていましたが、上司からやめるよう指示されました。 そもそもが社保庁の瑕疵であったこと、受給権者様の生活を守らなければいけないということ等を重視した結果だったのですが、法令順守、未来に対しても過分に年金を支払続けることも重視すべきであると当時から考えています。 現在は障害年金に対しても老齢年金同様、再裁定を行っていると聞いています。 3)については、辞書を活用する等自己研鑽すると共に丁寧に読み解くしかないと考え、そうしていました。 反省点は実際の年金の裁定が数十年先であること、長期給付であることを念頭に置いていなかったことだと思います。 4)については、上司に提案しましたが、実現しませんでした。 申請主義であった点、台帳が漢字表記のみであったことであると思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8385	地方庁	社会保険事務所課長級以上	第三者委員会においては、同保調査等を実施する過程で、コンピュータに登録されていない被保険者記録があることが確認できている。第三者委員会では可能な限り、被保険者に連絡し、社会保険事務所に相談するように勧めているが、限度もあり、また、被保険者も相談に行かない場合が多い。	第三者委員会と社会保険事務所が連携を蜜にして、第三者委員会で得た情報をもとに社会保険事務所が本人確認し、記録を統合するようにしたら良いと思う。	コンピュータ化された時から複数の手番を所持している者が、多いことは認識していた。被保険者の認識不足が原因であるが、その当時は年金受給時に一本化すれば良いとの考え方が主流をしめていた。しかし、年金受給時には、被保険者の記憶が薄れて、本人記録に統合できずにいたことが、年金記録問題の大きな原因であると認識している。	コンピュータ化された時に、被保険者に対し、ある程度の期間確認を実施していればよかったのではないかと思う。
8386	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	職員全員が、現在までの問題を把握し、お客様一人ひとりの記録を正確かつ大切に扱っていくべきだと考えます。 大学校で伺った神奈川県での記録調査のように、一人のお客様に対してできる限りの調査と貢献をしていかなければいけないと考えています。	年金記録問題を知った当時、在籍はしておりませんでしたが、ニュース等で記録問題について取り上げられたものに関しては、社会保険庁の記録の取り扱いの問題だと認識していました。	職員全体で、現在までの問題を共有して、お客様一人ひとりの記録を正確に扱っていくべきだと考えます。一人のお客様に対して、自分のできる限りの対応をしても、解決されなければ、事務所全体の協力を得ながら、問題を解決していきたいと思います。
8387	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
8388	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	なし	あくまで届出主義に基づく記録統合が常態化していたため、申し出を行わない加入記録が給付されないのは、ある意味やむなしとの風潮が組織内にあったと感じています。このため今般の年金記録問題がクローズアップされるまで、正直なところ強い問題意識は感じておりませんでした。	申出期間のみならず、本人が忘れている記録もあるのでは‥との意識のもと、現時点でできうる限りの調査を心がけております。 また、今となって考えれば、平成9年1月の基礎年金番号導入時に、もっと積極的かつスピーディーに記録統合の勧奨を行う必要があったのかなと感じております。
8389	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思い当たりません。	特別便の調査から再裁定が完了するまで、時間がかかってしまいますが、ひとつひとつやっていく以外によい方策はないと思います。	テレビなどの報道で知りました。当時は年金給付業務の経験がなかったため、記録統合から支払いまで、時間がかかることは、認識していませんでした。	特別便で窓口や電話対応の際には、スムーズに記録統合や基礎年金番号導入前の経緯などを説明しました。おそらくどこの事務所も未処理の特別便があると思いますが、対応が事務所によって違うので、正確かつ迅速に進められるような体制を整えておく必要があったと思います。 また、年金請求時などで、氏名索引など徹底していれば、件数も少なくなったのではないかなと思います。 手番なかには、ありえないような読み方で収録されているものもあるので、ちゃんと入力しておく必要があったと思います。
8390	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	わかりません。	不明な記録を特定しなければならない問題だと思います。	オンライン化の時にきちんと作業をしていればよかったのではないかと思います。
8391	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	統合されていない記録について、ひとつづつ確認していくしかない。	基礎年金番号導入時から統合されていない記録があること。 問題を知ったのはテレビでです。	本人からの申し出に真摯に対応した。
8392	地方庁	その他(社会保険事務所)			各年金記録をコンピューターに収録時のチェックの甘さ、業者委託した際の入力ミス等人為的なミスが重なって年金記録の問題となったと思います。	年金記録が問題になったあと、氏名等の入力されていない年金記録の判明に関して、払い出し簿の確認、会合帳の調査、等を行いましたが収録のミスだけではなくて旧の紙台帳の記入の時点でのミス等が多く見受けられました。 当時のチェック体制の甘さがあったのではないかと思います。
8393	地方庁	その他(社会保険事務所)		一件一件地道に努力していくことが大切だと思います。	19年頃です。年金請求の窓口の応対をしているときには記録の確認を必ずしていましたので、受給者の記録にこのように大量の漏れがあるとは思いませんでしたが、なるべく早く解決しないといけない問題だと思います。	一件でも多く年金問題を解決できるよう、自分に出来ることを努力しています。
8394	地方庁	その他(社会保険事務所)				
8395	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。		統合されない記録が多数存在すること。しかし、加入していれば記録は必ずあり、未統合記録の調査をおこなっている(社会保険庁として)ので問題とはおもわなかった。採用されすぐ期間照会の業務をおこなっているとき。	期間照会の記録を必ず見つける。年金受給者の期間照会をおこなっていなかった事。(特別便のような社会保険庁からの照会)
8396	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	時間をかけてでも1件1件紙台帳と突合していくしかない	オンライン化するときの入力漏れ、誤り。同一人物に複数の番号を払い出してしまったケースがあること。国民に対する年金番号、年金手帳の重要性の周知不足。就職して2年目に年金給付課に配属されたとき。	年金の裁定請求をされるとき、オンラインの年金記録をご本人に確認してもらい漏れや誤りがある場合は期間照会を受付。また氏名索引により、ご本人の記録と思われる記録がある場合は、本人に再度戦歴を確認することを徹底していた。 オンライン化するときに時間をかけてチエックを行い、漏れや誤りを防止するべきだった。同一人物に複数の番号を払い出さないよう、取得届出時年金番号の確認を慎重に行うべきだった。
8397	地方庁	その他(社会保険事務所)	マスコミ等で発表になっている事実、以外に別段知っていることはありません。		まずはデータ管理の上で社会保険庁の責任。 職場に採用時点から。	調査にあたっては、検索の仕方に工夫するなどの対応しかできていませんでした。 氏名などの収録も一方的に呼び方を登録しているなどは、今ぐらいコンピュータへの切り替え時にお金と人を使ってデータ化していればこれほどの大問題にはならなかったのでは。
8398	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			制度不信のみならず、国民生活にかかわる大きな問題であると認識していた。また、一人が年金番号を複数所有すること等による問題があることは、社会現象化する以前からわかっていたが、持主不明の記録がこれほどの件数があるとは思っていなかった。	窓口相談等の際、できる限り勤務経験等を思い出してもらい、記録を探すように努めた。 反省点としては、今回のように、全国民に記録をお知らせし、申し出してもらう必要性を感じていたが、現実に可能かどうか懐疑的であり、年金請求等の機会を捉えて調査するしかないと思っていたこと。また、氏名等不明の記録の存在については、少なくとも、そういった記録が見つかった時点で、そのつど記録の特定を行うべきであったと考える。
8399	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にございません。	年金制度の大幅な改正が必要だと思っております。 記録問題が発生した理由は、社会保険庁のデータ管理の不適正など、色々とありましたが、基本的に各種届出を「対事業所」を相手にしていたため、(「標準報酬の引き下げ」、「職員による保険料の着服」、「本人の知らない間に資格喪失させられている」など)被保険者が色々な情報を知りえなかったところで記録が変更、改ざんされていたことが問題だと思います(現在は「ねんきん定期便」にて対応)。 今後、例えば、保険料を事業所経由ではなく、『被保険者』から直接徴収(国税での徴収)に切替えているべきだと思います。 (「適用事業所」単位ではなく、本人の所得に応じた保険料(税)などに切替え、「年金制度」の一元化を進めるべきだと思います) また、現在の問題点に関しましては、「台帳」の記録化を進めているしかないと思います。	被保険者の「氏名・生年月日」などの記録の管理が雑だったという意識がありました。 年金給付を平成14年4月から4年ほど(平成18年4月末まで)担当しておりましたが、裁定請求の際の記録確認する際も氏名検索(共通090画面)するときに、普通では考えられないような「フリガナ」や「生年月日」で検索して記録が見つかることも多数ありました。(例:「幸夫」⇒「サチオ」「ユキオ」「サチオット」「ユキオット」で検索したり、「昭和12年1月7日生まれ」⇒「大正12年」や「1月1日」、「7月1日」なでも調べる、など) 上司が「WMとマイクロの記録の突合」を少しずつ行っていたことがありましたが、ここまで記録が反映されていなかった(数千万件もある)ことは知りませんでした。 年金給付担当していた当時は、「氏名なし」の記録が存在することは気がつかなかったため、特に意識はしておりませんでした。(記録問題の存在を知ったのは、報道機関から世間にひろまった頃です)	これまで、年金の裁定請求をするときには「本人が今までの年金加入期間を申し立てる」ことにより、当時の台帳を手作業で確認し裁定していたと思いますが、「WMの導入(昭和60年ころ)」や「基礎年金番号」が導入されたころ(平成9年1月)くらいから、社会保険庁で記録を一本化して管理することになり、現在は「本人が詳細に覚えていなくても、社会保険庁が全て記録を管理している」という時代になってきたのだと思います。 現在の「WMで全てを管理する」ということは、以前と比べてはるかに効率的ですが、逆に「被保険者」の管理意識が徐々に薄れていってしまったのだと思います。 そんな時代の流れであったのに、社会保険庁の記録管理の意識が甘かったのだと思います。 個人的な思いですが、 ①何故、以前、記録(手管理)のときに、将来の年金裁定請求のことを考えて、きちんと管理をしていなかったのか(字が読めない、各社会保険事務所ごとで年金番号払出簿の記載内容(事業所名記載の有無など)が異なる)、 ②何故、年金裁定請求の際、過去の年金記録を詳しく調べていなかったのか(手管理の時代は難しいところもあったとは思いますが)、 ③1人に対して、(特に厚生年金保険)「年金番号(手番)」の払出をする際、簡単に新しい番号を払い出してしまっていたのでは、 など、色々反省点があると思います。
8400	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	もっと人を増やすこと	オンライン導入以前の国(庁)の責任と現場の責任と国民の意識の薄さ 問題発覚後	庁や現場の方針に従ったまで 事業所だけでなく国民にも積極的に広報し、また記録も大切に管理していれば良かった
8401	地方庁	その他(社会保険事務局)				
8402	地方庁	その他(社会保険事務所)			主としては基礎年金番号に統合されていない記録が約5000万件あるという問題。ねんきん特別便による確認の実施において知った。	名寄せ記録の着実な統合処理の実施。名寄せ記録以外についても本人の申出を丁寧に聞き取り期間照会につなげるよう対応した。 基礎年金番号導入時に、統合が進むよう細やかな案内をするべきだったのではないかと考え
8403	地方庁	その他(社会保険事務所)		特別便・定期便および通常の記録照会により本人からの申し出により、WM上では資格記録はおろか名前・生年月日も収録されていない手帳番号について080で内容が確認できた被保険者がいた場合、その前後の手帳番号も同様に何も収録されていないことが多く見受けられる。 この場合、これを契機にその周辺の記録も確認できることが多いが、受付けたものの処理を優先するためもったいないと思いながらもそれらを収録できずに、そのままなってしまうことがあります。 収録しておけば、その後の名寄せや記録照会に役立つことが多いと思われるので、そのような処理を依頼できるところがあればと思います。 ただ、いわゆる「宙に浮いた5000万件」を完全になくすというのは、制度発足時から昭和20年代については台帳自体が不完全なものが多いところから、実際のところは不可能であることはすでに明らかで、政治的な決着でもつけない限り終わりはないのでは。	制度そのものの問題ではあり、運用面はもとより、制度を周知徹底しなかった点に問題があると感じています。 短期給付と異なり、加入・納付の開始から受給にいたるまで数十年もかかり、記録の統一性や適正に保管することが何よりも重要であることは明らかですが、被保険者が自身の加入や、また加入記録についてあまりにも無頓着であった時代が長かったように思います。経済が成長傾向にある中では当然というような時代背景があったとしても、行政としてはそれらも踏まえたうえで、制度の周知を図るべきであり、それを怠ったことにこの問題の原因があると思います。 さらには、記録の統一性が損なわれていることがすでに判明していた時点でも何の策も講じないまま(また、講じても事後のフォローが十分でなかった)、放置し続けた点にも問題があり、これは実情を一番把握しているはずの現場職員の責となるところが大きいと思います。 なお、この問題について知ったのは採用(H15.10)されて間もなく起こった、江角マキコの国民年金保険料未納問題のときです。	(地道すぎますが…)さまざまな折に触れ、窓口や電話等で接触の機会があれば、被保険者に対しては、一度払出を受けた基礎年金番号を無くさないことが自身の記録を守るためにいかに重要であるかを説明し、また事業所に対しては被保険者にその旨伝えていただくようにしています。 また、事業所からの届出等で基礎年金が不明であるとの申し出についても、本人のこれまでの情報から確認し(ちょっとしつこいくらいに)、できるだけ新たな払出をさけるよう心がけています。 反省点としては(8)で挙げたように、行政全体としての制度周知の不徹底と現場での問題意識の希薄さがあると思います。
8404	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	ねんきん定期便を中心に、引き続き記録確認を呼びかけ、2年間で調査を完結できるよう、体制を作っていくことが必要と考えます。	基礎年金番号に統合できていない記録については、それぞれ年金受給までに統合する必要があるといった長期的な課題と認識していました。 基礎年金番号導入後10年を経過しても、その未統合の件数が5000万件もあることを平成19年5月ごろ、報道で知りました。	ねんきん特別便を中心として、幅広く国民に記録確認を呼びかけ、理解を得ることが最重要であると心がけて日々の業務にあたっていました。 ただ、国民の目から見れば、照会件数が膨大で処理体制が整わないことが、回答業務の遅滞を招き、さらに組織に対する不信感を増してしまったことが、反省すべき点であると考えます。
8405	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	全職員で対応する。	特に認識はしていませんでした。	窓口対応・電話問い合わせ時、本人の過去記録を確認し、手番記録が他にないかどうか念入りに調べる。反省点は特に思いあたりません。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8406	地方庁	社会保険事務所課長級以上	具体的ではありませんが、新たに記録が見つかったことで年金額が減ってしまうような事案が散見します。国民年金第3号期間に中に厚生年金の被保険者期間が見つかった場合などは、年金を減額しないようにする取り扱いが示されましたが、ほかの事案も、事案ごと問題を整理し、一定の取り扱いを明示してほしいと考えます。	よくわかりません。地道に取り組むしかないのではないでしょうか。	オンライン開発時期から認識していた。長い時間を掛け勝て決するものと指摘も受け、そう認識していた。	一件一件の事案について、地道に対応することを心がけてきた。 この問題に取り組む契機として、オンライン導入時と、基礎年金番号導入時が考えられますが、このとき拙速に過ぎたのではないかと考えています。
8407	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	なし。	個人個人の生活に密着する重大な問題と認識します。問題の存在を知ったのは、報道がされた時です。	年金記録については、はじめの収録が厳密になされていれば起こりえなかったと考えられるため、お客様への応対(電話等)は相手の気持ちになって親切丁寧に対応するよう心がけた。 窓口での対応・事業所への適切な指導が不足していたことが、問題の発端であり問題点であると考える。
8408	地方庁	その他(社会保険事務所)	東京の特別回答電話と委託業者の調査方法について疑問あり。 引き抜きに時間が掛かり過ぎ。調査の仕方が分かっていない。 回答スピードを重視しているせいか、調査担当者に素人が居るとしか考えられない。 経過は以下のとおり 平成21年10月30日 ・被保険者から電話あり。 ・社会保険業務センターから「被保険者記録照会回答票」が届いたが、調査をお願いしていた[redacted]郵便局の正規職員として採用され定年退職したので、間違いなく厚生年金の記録はあるはずである。 ・東京の方で調査回答しているので、東京に確認後、折り返し電話する旨伝えた。 ・東京へ電話する前にWMで調査確認したところ、生年月日が相違している手番が見つかる。期間も本人申し出と一致する。 ・東京へ電話。原簿を調べてから折り返し電話くれる旨あり。 ・夕方になっても東京から電話がない。 ・被保険者に電話する。北で調査したところ、記録が見つかったので、自宅の方へ年金手帳番号登録申出書205と生年月日訂正届209を送付するので、記入捺印の上、北事務所へ返送して貰うよう伝えた。お客様は記録が見つかって安心していた。 平成21年11月4日 ・折り返しの電話がないので、再度電話する。通常の流れでは事務所へ回答するのに1週間くらい掛かるとの事。 平成21年11月5日 ・東京の特別便回答電話より電話あり。調査したところ記録は見つからなかったとの事。[redacted] ・水戸北社会保険事務所で調査したら、すぐ見つかったので、どうして記録が東京で見つからなかったのか、その調査方法と経過が知りたいと伝えた。 ・FAXで経過をくれるとの事。	専門知識、経験が浅い方に特別便調査、期間調査などをやらせない。 民間委託を廃止すべきでは。委託業者が別人登録していた新聞報道あり。		
8409	地方庁	その他(社会保険事務所)				
8410	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		動めるようになった時期には既にニュースで取り上げられておりましたので、そのニュースを見て知りました。	上司の指示を仰ぎ、土曜日に出勤するなどして、少しでも記録問題が解決できるように処理致しました。
8411	地方庁	社会保険事務所課長級以上	5000万件の宙に浮いた年金の中には、記録統合することによって本人の年金額が減額になるケースについて、世間一般に十分周知されていない。 (例) ・記録統合により、加給年金の加算対象に該当しなくなる事例 ・過去の低い報酬期間の統合により平均標準報酬が下がる事例 これらの者は、未統合記録が本人記録であると確認できたことにより、本人の期待とは逆に年金額が減額となる上、返納金も発生し、その対応説明に苦痛することが多い。 また、年金額が減額になることを知った者の中には、本人記録であるにもかかわらず、「自分の記録ではない」「記憶にない」等の回答をされ、記録統合が進まない原因の一つにもなっているのではないかと思う。	記録統合により年金額が減額となる事例について、世間一般への周知が必要。また、年金額が減額となる場合の返納方法(支払い調整)において、本人の負担を軽くする措置(返納期間の長期化、支払調整割合の見直し等)を考慮する必要があると思われる。	厚生年金の場合、事業主及び被保険者の年金制度に対する認識が薄いと従業員を雇用する際に、過去の年金手帳を紛失していれば「加入歴なし」として資格取得届が提出され、新たな年金手帳が交付されるケースが多かったのではないかと思う。 特にオンラインシステムが整備される以前は、氏名索引等も十分行えなかったため、複数の年金手帳記号番号が払い出され、未統合記録が増えた原因と認識している。また、オンラインシステム稼動後や基礎年金番号導入後の過去記録整備の段階においても、被保険者本人の認識不足(周知不足)や個人事情(会社に前歴等のプライバシーを知られたくない等)により、記録整備が進まなかったのではないかと思う。	年金制度に対する周知、年金手帳の重要性をもっとアピールする必要があったと思う。年金記録問題が報道されたことによって、現在でこそ、年金手帳の重要性も国民に認識されてきているが、過去においては、運転免許証や預金通帳にくらべて、年金手帳に対する認識は低かったと思う。
8412	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	職員の増強及びシステム開発による事務効率のアップ	大変な問題と認識していました。 国会で議論になった頃。	お客様の心配、不安解消に向け丁寧な対応を心がけた。 来訪されたお客様対応に追われ事務処理が遅れた。
8413	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません	時間はかかるかもしれませんが、地道に一つ一つ統合していく。(人海戦術)	統合されていない、漏れ等があるなんて全く知らなかったので、驚きました。 19年の春頃騒ぎ始めて初めて知りました。 皆様の生活に直結する年金額に影響を及ぼすことなので、いち早く解決しなくてはならないと思いました。	組織の一員として日常業務以外にねんきん特別便、名寄せ等の対応にできる限り協力してまいりました。 年金の記録に対する一人一人の意識が不足していたことと、管理している側も届出制ということで、自分のこととして考える配慮が少なかった点が挙げられると思います。 完璧な制度ではなく情勢に応じて紆余曲折しながら、よりよくしようと随時改正してきたものなので、今後は、より柔軟に対応できるような組織になりたいと思っています。
8414	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にない(世間一般に知られていないかどうか不明)、が 事業主様からのお届けが間違っていることもある、ということ。	全事業主様に対する、お届けの仕方、書き方など基本事項の説明を徹底する。(今からでも遅くない)	適用事業所様、お客様、市区町村、社会保険事務所との関係が希薄であり、年金制度に関心を持たれることがなく現在に至ったことが問題。 年金手帳が、保険証や通帳と同じくらい貴重な物と認識されていれば、基礎年金番号導入時に手番統合が進み、今ほど大きな問題にはなっていなかった筈。 関心の低さは、課用当時から感じていた。	対応策①手番統合、疑念検調査の徹底。 ②社会保険加入時に、事業主様の協力をえて、お客様ひとりひとりに小冊子(チラシ)をお渡しし、基本事項(喪失年月日とは退職日の翌日をいうなど)を理解していただく。 ③年金加入によるメリットを上手く広報する。 反省点①平成9年1月、基礎年金番号導入時に、一人残らず確実に手番統合する体制になっていなかったこと。またその見通しの甘さ。 ②お客様に年金制度全般に関心を持っていただけるような広報が出来ていなかったこと。
8415	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			国民の皆様に不安と不信を与え、と年金制度の根幹に係わる問題と認識した。そのような問題が存在すると知ったのは消えた年金記録に対する、マスコミも報道がされた頃。	この問題に対するお客様からの電話・来訪に対してできる限り丁寧に詳しく対応しようとした。反省点は、その時々の問題点を先送りにしてきたこと。
8416	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	現在、国民年金課長をしているが、納付記録照会に課として全力をあげ 調査回答している。	平成9年以降 厚年手帳を窓口に持参された方の記録に氏名が入力されていない記録が 多々ありなぜ入力されていないのか？ こういう記録を抽出し調査しないのか疑問があったが当時誰も答えられる職員はいなかった。	現在国民年金の仕事をさせてもらっているが、市町村が保管していた国民年金被保険者名簿を破棄している市町村が多い。 平成14年に同名簿等の保存義務が無くなっているためであるが、この名簿を 国で保管することはできなかったのか？ 現在調査して納付記録のみつかる方の多くは、オンラインは、未納になっているが名簿を保管している市町村に照会すると検認記録が存在することがある。 これは、市町村から国への報告がきちんとされていなかった可能性がある。
8417	地方庁	その他(社会保険事務所)		国民の協力が必要不可欠。引き続き、おひとりおひとりに記録を確認していただく作業を地道に続けていくことが最善の方法だと思う。	手番のある方が大勢存在する中、被保険者からの働きかけ、あるいは、年金手続き時でしか判明統合されていないことに、疑問を感じていた。 報道等で年金問題が大きく取り上げられるようになって、大きな問題であることを知った。	窓口、電話等で被保険者と接触時に積極的に記録の確認を行った。 行政側から国民の皆様へ年金記録をもっと早くに確認してもらうべきだったと思う。
8418	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	現在進めている年金加入期間照会の早期回答と、さらなる国民に対する呼びかけ(自分の記録がほんとに正等なものかの確認)が必要。今後は毎年定期便が発行されることになるが、毎回のことから無関心にならない方策・工夫が必要と考えます。	年金記録問題がクローズアップされるまでは、膨大な量の記録が持ち主不明となっている事実は知っていたが、古い時代の管理問題であり、重大な責任である意識はなく、一般的に取り上げられてから認識を改めたものです。	最初からその持ち主不明な記録の多さに呆然とするばかりでしたが、この問題の解決はひとりひとりの記録を正常化してゆくしか道がなく、対面、決済ともに相手の身になって対応することを常に意識しました。この問題の反省点は、古い時代の背景があるとはいえ、事務処理の粗雑な点とあまりにも長期に放置され過ぎたことが問題を大きくしたものと考えられます。
8419	地方庁	その他(社会保険事務局)	世間で知られている以上に特に存じません。	現在言われているように、検証困難な事例には一定の条件の元容認する以外ないと思料します。	私は昨年任期付職員として採用していただいた者ですが、問題の存在は数年前からマスコミを通して知っていました。ただ、具体的な内容と解決への道の困難さを知ったのは、実際に仕事を始めてからです。	まず、自分に与えられた業務を迅速、正確に処理することに努め、お客様からの問い合わせに対しては誠意を尽くし最大限努力をして応えました。又、個人的には周囲の人間、特に前職の仲間からこの問題について聞かれることもありましたが、社保は一体となって改善に努めていることを話したこともあります。現時点では、問題が顕在化している以上何としても解決しなければならないと思います。さらに、今後問題が起こらないようにすることが大切ですので、組織全体で共有すべき注意事項を常時注意喚起することが必要と思います。また、改善に成果を出した職場と職員を顕彰することもあって良いと思います。
8420	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	この間、問題になった以外は知らない。	もう少し準備に時間をかけて、一人ひとりに重複した通知が何回も行くようなことがないようにしていくことが大事と思う。	平成9年の基礎番号導入前後の準備と導入後のフォローが足りなかった。裁定請求時に記録の訂正が行われれば良しとした姿勢になっていたと思う。記録の訂正をお客様任せしてきた結果となった。 記録の管理が重要であり、信頼できる体制になっていなかったことが問題と思う。今後は信頼で	お客様に現状の記録を説明し、納得をいただくように努めてきた。 記録問題の解決を最重要課題と認識をしており、お客様一人ひとりに記録を確認していただけるようにすること。また、記録を一定期間ごとに確認できるような体制にできるようにしていきたい。
8421	地方庁	その他(社会保険事務所)				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8422	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません	お客さまへひとつひとつの記録を確認していただくしかないと思います。	保険料を預かる側としてはあってはならない重要な問題と認識しています。 報道等で公になった19年6月頃に記録問題を知った。	これまでの年金制度の変遷をお客さまへ説明を行い、ひとつでも浮いた記録等がなくなるよう対応してきました。 反省点 ・古い記録がオンライン記録にのっていない ・紙台帳がない ・制度改正の節目での広報が周知できていない ・管理体制があまい ・処理後のチェック体制ができていない
8423	地方庁	その他(社会保険事務局)		人員確保。 可能であれば経験を有する人員の増加。 そのための研修や経験者の雇用等。 時間等が不足している状態であるとは思われますが、 最終的に一定の経験を有しないと難しい部分が遅延している 状態にあるように感じられます。	残念なことですが、全国民に該当する可能性がある問題と認識していました。 友人、知人等若い世代でも記録の統合がされていない方もおり、 いただく電話によりいかに多くの方の記録が未統合であったかを実感いたしました。	自身の身近な部分としましてできる限り協力していただき 記録の統合、通知への回答を案内いたしました。 電話についても、特に再裁定については全国規模ということもあり かなりの時間を要することをご説明させていただきましたが ご高齢の方等には納得いただくのが難しい部分がありました。 現時点では多くが改善されているかと思われますが、 反省点としましては、実際に執り行う段階になって判明した 規模の大きさや人員の必要性に対して人員数だけではなく 適切な内部配置等で遅れが生じた部分があったのではないかということです。 そのことによりお客様にご不便をおかけした可能性があかと思われます。
8424	地方庁	その他(社会保険事務局)	報道されている事意外は思い当たりません。	職員が同じ意識レベルで年金記録問題の重大性を認識しなければならないと思います	昔からずっと継続していかなくてはいけない記録の特殊性、又、制度の複雑性国民一人ひとりまでに広報できない事情等、普段の生活の中で年金に関心を高く持ってないと理解も難しいと思います。 はっきりとは思い出しませんが18年頃だと思います。	記録問題が出るまでは、納付記録が異なると申し出られた方には、当所の記録もなく、本人からの証拠を示していただかない限り訂正できない旨を丁寧に説明を行いました。 現時点の反省点は記録のおかしさを被保険者に指摘されることがありましたが、まさかそんなことになっているとは、組織の一人として恥ずかしい気持ちと申し訳ないと思っております。 今後も、記録問題に対して丁寧に対処していきます。
8425	地方庁	その他(社会保険事務所)	新聞やニュースで取り上げられている程度でしか、わかりません。	今現在、一般の方と同じような程度の認識しかないので、よくわかりません。まずは、一般の皆様がどのように問題をとらえ、どのようなかたちでの解決を望んでいるのか、知るところからはじ	年金問題を大きな問題として認識したのは、だいたい3年ほど前かと思います。国民皆様の、将来や、生活にかかわる問題だと思っています。	国民の皆様と、社会保険庁にかかわる職員の、認識、意識にずれがあったのではないでしょうか。まずは相手の話を聞き、相手の立場を考え、対応をしていくことが必要だと思います。
8426	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません。	特別便、定期便等によりさまざまなお知らせを送付した現在において、今後どのような方策を採ればよいかというのは思い浮かびません。	以前年金給付課に在籍していたとき、お客様が申し出た事業所の記録がWMからはなかなか検索できないことが何回かありました。この当時は経験年数も浅かったこともあり、お客様の記憶がまちがっている、あるいは厚生年金に加入していなかったのだろうと考えていました。 あれほど特定できない記録が多数あると知ったのは報道が出てからです。	WMを信頼しすぎていたと思います。WMの記録が間違っている、又は収録されていないことはないと考えていました。そのため、探し記録の確認をすることが少なかったと思います。 年金記録問題が表面化した以降、直接年金記録問題に携わることの少ない部署におりましたのであまり対応していないのですが、国民年金の特殊台帳とWMとの突合作業には参加しました。 このときは、WMの記録は「あてにならない」ということを念頭において作業を行いました。
8427	地方庁	社会保険事務所課長級以上	年金記録について、世間一般に知られていない問題は、把握していません。	職員一丸となって、お客様の年金記録の確認作業を、地道に確実に進めていくことが肝要であると考えております。確認作業のための、人員確保が第一と思います。	お客様一人ひとりにとって、大変重大な問題であると、認識しています。オンライン化の際に記録漏れが生じたケースもあったと思われますが、いつ頃知ったかは、覚えておりません。、	お客様の年金記録について、主に国民年金について、旧台帳の確認、市区町村への照会等の対応を行いました。 旧台帳の記載内容の確認、オンライン化に伴う、切り替え業務の対応に甘さがあったことが、反省点として挙げられると思われます。
8428	地方庁	その他(社会保険事務所)				
8429	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	本人と思われる記録についてはできる限り早急に統合処理を進めていく	年金記録問題は社会保険に対する信頼をすべて失うような大きな問題と認識していました。特別便などが送付するということでこのような問題を知りました。	一日も早く本人に記録が結びつくように早急に処理を行うよう対応しました。 反省点は、実際に処理を行うにあたっての事務所での方向性がはっきりしないまま進められたため、書類が滞留し、窓口も混乱したと思います。 どういう流れでどう進めていくかをきっちりと決め、体制を整えてから対応したほうがもう少し混乱せずにすすめられたのではと思います。
8430	地方庁	その他(社会保険事務所)		特別便、定期便について回答をいただいたものに対して、迅速に調査、回答を行うこと。ご本人に結びつく記録が判明した場合は、早急に差額分の年金を支払えるように全力を尽くすしかないと考えています。	年金制度の信頼、根幹を揺るがす大変な問題だと認識しています。 年金記録問題の存在を知ったのは、報道等がなされた時期(平成19年5月ごろ)だったと思います。	お客様の応対をする際には、常にお詫びの気持ちを持って接するようにしていました。また、未統合記録については一人でも多くの方に統合ができるようにという気持ちを持って、調査を行いました。
8431	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	人海戦術で対応していく以外ないと考える。	このような問題があるのは知らなかった。新聞報道を見てから知った。	誠意ある対応をしていくこと。 内部にも、外部にも情報は今後も開示していくことが大切。
8432	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	別途専門組織の編成	職員として採用される直前 理解できませんでした。(加入者の単純な届出の不備と思っていました)	発生原因として、どのような事項があるのか確認すること、また、どのような手続きをしなければいけないのかを確認しました。 加入員、受給者、そして事業主の認識不足と周知活動の不足。また、省・局・事務所の連携不足監督部署の認識不足が大きいと思います。 また、組織として統一性、責任意識の方向性が誤っていると思います。
8433	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません	年金問題を解決するために、誠実に職務を遂行することが信頼回復につながると思う。	報道され始めてから。	歴史ある年金制度なので、時代にあわせて管理体制も進歩させなければならなかった。歳を重ねれば人の記憶も曖昧になることを考えず、受給申請時に整理するという先延ばしの考えに問題があったと思います。 せめて受給までには記録漏れがないように、聴き取りや調査を丁寧に行い、信頼回復にむけて丁寧なサービスに努めていきたいと思います。
8434	地方庁	その他(社会保険事務局)		記録調査の申出をいただいているお客様への早急な回答。 台帳とオンライン記録の照合、補正入力を早期に完了させるべき。 不完全なデータのままでは、照会があっても記録探しに時間がかかり、いつまでたっても解決しない。	「宙に浮いた記録」は年金給付課へ配置となった時に、こちらからの案内・確認で記録もれが判明するケースが多々あり、お客様自身が「忘れていた。年金はないと思っていた」との申出の多さに驚いた。 オンライン記録上に反映されていないもの、データ不備で名寄せ照会ではすぐにわからないもの等を整備しなければ記録問題の解決はできないと思った。	地道に台帳・オンライン記録の照合作業を正確・早急にすすめていくことが問題解決の近道と思う。 相談・問い合わせがあれば調べるという受け身姿勢に問題があった。 複数の事例が判明した時点で、情報を共有し、制度上の問題点・組織上の問題点として取り組むべきである。
8435	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	現時点での基礎年金番号の統合や再裁定の事務処理を早急に処理する。	年金相談センター在籍中。平成19年、夏頃より電話照会が大変多くなりました。テレビ、新聞等の報道で知りました。 社会保険庁の信頼をまったく失う大問題と認識しました。	年金相談員として、真摯な態度で回答、相談に対応に努めたい。 申請主義という対応でお客様の立場にたった事務処理や対応がされていなかったとおもわれる。
8436	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	必要な人数の配置。 すべての人にわかりやすい制度の構築。	特に問題と意識していなかった。 テレビや新聞で報道されて認識した。	急に周りがあわただしくなった。 準備期間がなく、次から次へと新しい文書が発送されるので、対応に追われ混乱した。もう少し準備期間を持って色々な記録を一括して照会していたら、もう少し混乱が少なくてすんだのではないかと思う。 準備をきちんとして現場に混乱がないような指示や人員配置をするべきだと思う。
8437	本庁	その他(本庁)				
8438	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		再裁定の処理の推進。	氏名索引等で本人の可能性のある記録があっても、本人からの申し出がなければ、調査自体もできないことから、最終的に年金の請求時に確認することと認識していた。	職歴確認については、本人から情報をもらって調査していたが、社会保険庁の情報を提供して確認する方法までは、確立していなかった。結果的にはもっと早く裁定請求時等に現在のように可能性のある記録を提供して本人の確認をとる法をとるべきであったと思う。
8439	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	一件対応による記録の突合と本人への情報提供と思います。	本庁と地方庁との業務の流れが一貫していなかったことだと思います。 問題認識は同時期です。	照会者への記録の回答を対応。
8440	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	平成19年の夏ごろから電話・来客が殺到し、通常業務にならなかった。当時は配属になったばかりで、もっとシステム化しているんだろう思っていたら、手作業で読み解く統合がこんなにあるのかと思い、国は早期の統合を謳っていたが、この記録の全統合は時間がかかるし難しいと感じた。	電話・来客・郵送便等の相談内容を確認する際に、常に記録漏れがあるかもしれないという認識の下、業務処理をするように心がけた。その結果、まったく年金請求に関係のない書類で漏れが見つかり記録統合をし、受給できたケースもある。反省点としては、トップが指針を決める際に、下部まで情報が行き届かないうちに広報されていたこと。その準備ができないままなだれ込むように対応を余儀なくされたので、お客様のほうが情報が早かったし、余計不信感を与えたのではないか。情報に振り回された感もあるので冷静な情報の周知が重要とも思える。
8441	地方庁	その他(社会保険事務所)			手番未登録分が存在し、基礎年金番号に登録されていない。 電算上の資格記録と年金給付原簿の給付記録の相違がみられる。 平成15年10月頃	手番記録が判明した分については、記録の統合を行い、本人宛に記録統合後の記録のお知らせを送付した。 反省点としては、基礎年金番号導入時に、現在のねんきん特別便のような記録のお知らせを送付し、周知を図るべきであったと思われる。
8442	地方庁	その他(社会保険事務所)			数年前に大々的に報道されるまで、オンラインの年金記録に誤りがあることは知らなかった。未統合の手番が多数存在することは認識していた。	未統合の手番については、判明した時点で統合し、それ以外は裁定請求時に確認すればよいという認識だった。しかし、現時点でみた場合、数十年前の勤め先を正確に覚えているとは限らない以上、積極的に被保険者、受給者に情報を提供し、手番の統合を優先的に行うべきだったと
8443	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	今実施している内容で良いと思います。	個人の記録が、複数の番号で管理されており、年金記録が1つの番号で確認できないという問題。 事務所勤務ではなかったため、知ったのは少し遅いかもしれませんが、事務所にいる職員のみでの対応が厳しくなり、事務所への支援が来た際に年金記録問題の詳細・重要性を知ったと思う。	窓口・電話等で対応したお客様については、年金のもれている記録をすべて確認し回答するよう心掛けました。 反省点としては、年金の記録に対する意識が薄かったこと、もっと早い段階でこの問題が重要だと気づかなかったことだと思います。被保険者の方も自身の年金について重要視していなかった部分も大きな部分であり、年金制度の重要さを周知していくことも必要だったように感じます。
8444	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	人員を増やし、早急に処理する。	テレビ報道により、認識し、大変な問題だと思った。	少しでも早く期間照会を回答しようと思いました。コンピュータ化になる以前の手管理時代の事務処理の仕方が反省点であったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、その問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8445	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に存じません。	年金記録問題への解決として、過去の記録については真摯に根気良く調査を進めること以外に解決はないと思います。 今後の年金制度への適用は、国民背番号制度などのように、生まれた時から国民全てに番号を与え、それに対して基礎年金番号や雇用保険番号などを対応させ、さらには税金の申告にも活用することで、国民全ての情報を包括的に管理すべきと考えております。	私は基礎年金番号が導入された数年後に採用されており、手帳番号の未統合が大きな問題という認識はもともとありませんでした。 ただし、基礎年金番号導入時、業務センターへの返信用はがきを出さない方が多かったとのことで、毎年、年金給付課で生年月日に応じて「期間照会」の事業を行っていたことは知識として知っていました。 採用された当時から、年金問題が大きく報道された平成19年まで「60歳の年金裁定時に補正する」という従来のスタンスが正しいと認識しておりました。	基礎年金番号に対して未統合の手帳番号があることは、以前から理解してました。 国民年金課に在籍当時は接客の中で、未統合の番号がありそうな場合、出来るだけ統合に結びつくように応対しておりました。 年金給付課に在籍の際も、空白の期間を発見した場合は、可能な限りお客様に注意を促し、記憶を辿ってもらうよう努めておりました。 すでに起きてしまった問題を遡って反省するならば、「なぜ一人の人物に複数の年金番号を付番してしまったのか？」に尽きます。制度ごとに国年手番、厚年手番程度ならまだしも、一人に人物にいくつもの厚年手番を付番するなどは、基礎年金番号導入後に採用を受けた私には理解しずらいところです。「その時代にはやむを得なかった」という意見もあるかと思いますが、それなら尚のこと、前述の国民背番号制度のような制度が導入されていなかったことが反省として挙げられます。
8446	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	もう、すでに動き出している方針に沿って、徹底的に進めていく。	これまで、期間調査等の業務経験がなかったので、年金記録問題が起こってはじめて、業務センターに埋もれている記録がある等の事実を知った。職員が知らなかった問題があったということ事態が問題であり、いつかこのような問題が起こりうると誰も思いつかなかったのかと思っている。	対応マニュアル等に沿って、出来る限り丁寧な対応を行ってきた。基礎年金番号が導入された前の記録は、当然ながら、2制度に加入を行っていた方、また、同一制度でも何度も新規に手番を払い出してきたという経緯に問題があった。今となってはであるが、厚生年金記録に住所管理を行っておれば、記録を特定するにあたり、もっとスムーズに行えたのではないかと思う。また、事業主等への手番を新規に払い出すことへの重要性の周知が必要であったと思う。(過去には、被保険者が手帳を提出しないと安易に新規番号を払い出していたように、聞いたことがあ
8447	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。	未統合記録が存在することは初めから知っていましたが、問題が表面化するまであまり意識することはありませんでした。 問題とされて初めて事の重大さに気づき、少しでも早く、全件解決しなければいけないと思っています。	少しでも早く全ての未統合記録が解決するよう、最重要課題として認識し、最優先に取り組んでいます。 反省点として、以前は、記録を統合する時の基準が厳しすぎたと思います。また、加入者に対しても資格取得した際に、一人一人に加入記録や報酬額がわかるような通知を出していた方がよかったと思います。
8448	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				
8449	地方庁	社会保険事務所課長級以上	無いと思います。		非常に重要な問題と思います。 平成5～6年頃	お客様の立場になって、判り易い説明を心がけて窓口対応を行いました。 時代背景や度重なる制度改正とそれらに対応する事務の完遂ができていなかったことを、職員全員が割る(情報の共有)体制になかった。 数値的な対応に追われ、お客様一人一人への対応がともすれば、ぞんざいになることもあったと思います。
8450	地方庁	その他(社会保険事務所)		厚生年金の被保険者記録で「0」表示になっている記号番号を表示して欲しい。 三庁の記録係へ依頼する事項に関し、回答までに時間を要しすぎる。	昭和61年頃と思いますが、オンラインによる個人記録の整備のときに、事務所によっては、整備期限があるため中途半端な内容で整備していたと聞きます。そのため、今後、中途半端な整備を受けた方がどのような姿になるか、そのとき不安でした。その当時、自分が勤務していた社保では、7～8人でメンバーを組み記録整備に御用納の日まで行った記憶があります。 昭和61～62年頃。	自分の事務所の記録整備で手一杯で他の事務所の状況を聞くだけでした。 各事務所に任せるのではなく、県で進捗状況を管理し、遅れている事務所や作業でわからない部分をバックアップする体制が必要だったと思う。結局、自分の勤務していた事務所だけ正常な状態に持っていっても、不整備の事務所からの被保険者の移動に対し、その都度、記録整備の対応をしなくてはならない記憶があります。
8451	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	短期的解決は職員数が少なくなっている中で、対応していく内に様々な問題が発生していき信頼回復よりも不信が大きくなったように思う。 長期的展望にたち、様々な問題を予測し準備してから対応すべきと思う。マンパワーを投やす。 記録問題に対応するメンバーを固定し、研修を徹底する。マニュアルを充実させる。電話センターの本数を増設する。	知ったのは問題を表面化してから。	事務所が全課体制で臨んだので、窓口、訪問調査、記録整備と対応していった。 反省点は、やはり短期に解決しようとした事と事前準備不足。現場に情報が錯綜し、混乱が混乱を招き、対応が困難になった。そして、より一層に不信が大きくなったと考える。
8452	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。		特に気にしていなかった。平成16～17年ごろだったと思います。	適正な事務処理. 法令に基づいて事務処理。個人情報の保護。
8453	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ございません。	プロジェクトチームを編成し一元的に対処していく。	過去のデータがあまりにも多く、整備されてないことに驚いた。(平成17年頃) 時間を要してでも、各個人への年金に繁栄しなければならないと思った。	①お客様ひとりひとりに、職歴等の確認し、迷子のデータ解消に努める。 ②・データ管理の不備とその対策が十分でなかった。 ・意識欠如と管理対策。
8454	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	定員を増員することです。 機械化による業務の効率化ばかりが目立っています。 たしかに、機械化の遅れが、年金記録問題を大きくさせた一因だったと考えています。 しかし、過去の記録を誰のものかきちんと調査することは、受給者や被保険者と対面で接していかなければならないことであり、昨今の社会保険庁改革の中でおろそかになっている点であると思います。	国としての信用問題であると認識しています。 この問題の存在を知ったのは、おととしの5月ごろです。	おととしから来訪者が急増し、窓口対応が大変忙しくなりましたが、誠意ある対応を心がけ、みなさんの不安が少しでも解消できるよう取り組みました。 この問題の反省点は、現場を軽視したことにあると思います。 全ての原因は社会保険事務所の職員の怠慢としてとらえ、政治的な要請に、本省庁も翻弄されたところが多数ありました。 新組織としてこれからも年金に関する業務を行っていく職員が、自信を持って仕事がしていけるような環境作りに、機構本部、厚生労働省も考えていただくようお願いします。
8455	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	全職員対応でという趣旨はわかるが、古い記録ということで年配の方が多く、どうしてもある程度高度な年金給付についての知識がないと、満足な対応ができない。給付の仕事を経験している者ならともかく、まったく経験がない者でも、自分の仕事がある中でそういう対応をしなくてはならないというは疑問に感じる。 年金記録は年金給付に直結するものとして、窓口や、電話対応の体制を整えてたほうがいいい	いつ頃知ったかははっきり覚えていません。	自分の知識の範囲内で、冷静に対応をしようと心がけ、早くはかそうとせずに、丁寧にしようとしていました。 問題点は、(7)の回答のとおりです。
8456	地方庁	その他(社会保険事務所)	オンライン移行時の入力誤り以外に、紙台帳の記録も書き写す時点で表記誤りがあること。	オンライン上の記録とオンライン以前の紙台帳の記録をすべて照合させるしかないと思います。そのためには、多くのマンパワーが必要になると思います。	国民年金事務担当時(10年ほど前)、オンライン上記録と紙台帳記録・市町村紙台帳記録が一致しておらず、納付記録追加を入力しました。オンライン移行時の確認・照合ミスは他にもある、氷山の一角だと感じました。そして、現在に至るまで、やはりそれは現実のものとなり、確認・照合ミスのほか、紙台帳の記載時点でも誤りがあり、何を信じたらいいのか不安になったこともありましたが、第3者委員会の設置により、正しいと思われる記録に復活してもらえてよかったと思いました。しかし、第3者委員会の申し立てでも、正しいと思われる記録が却下になっている方があれば、救済しなければならないと思います。	記録が誤っていたのは、確認・照合ミスが大半だと思います。人間が手作業で行なうことなので、完璧にとはいかなかったのでしょうが、今後も二重三重のチェックは怠らないようにしようと思っています。そして、少しでも早く、すべての方の記録が「正常・間違いなし」となるように記録整備をし、選及年金の支払いがスムーズに行なえるよう、書類の整備・進達を行なっていこうと思います。
8457	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
8458	地方庁	その他(社会保険事務局)				
8459	地方庁	その他(社会保険事務所)				
8460	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	特にありません。	届出により適正に処理していましたので、問題はないと思っていました。 マスコミに取り上げられるようになった時に知りました。	これからも、事務を適正に処理しようと思っています。 制度についても、もっと広く周知されるとよいと思います。
8461	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	記録調査は専門分野なので調査に精通したOBの固定した活用。	最終的には年金請求時に職歴確認を行うので、特に問題視していなかったが 過去の整備の不十分さを今回の問題で痛感しました。いつ頃かについては、そう当前なので記憶にありません。	・来所されたお客様に対して誠意を示して、懇切丁寧な対応を心がけた。 ・当時の問題認識が足りなかったと思います。
8462	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	再度、台帳やマイクロ記録、カセット記録のコンピュータへの登録。 基礎年金番号ではなく、住基番号への統合。 不要データの削除。	1基礎年金番号導入時の統合もれ。平成10年頃 2紙媒体から磁気媒体への登録誤りや漏れ。平成18年から平成19年頃 3年金手帳の重複払出し。入社時	1被保険者との接触時や資格関係の届出時に手番の確認・統合 2期間照会業務 反省・・・それまでは、オンラインの記録は正しいと思っていたこと 3被保険者との接触時や資格関係の届出時に手番の確認・統合
8463	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	丁寧・確実・迅速に1件、1件解決していくしかないと思う。一朝一夕には解決できないと思う。	年金記録問題を意識することは特段なかった。その問題を意識するようになったのは、新聞紙上で取り上げられるようになってからである。	年金記録問題はお客様はもとより、社会保険庁の根幹にかかわるものとして、早く認識して対応すべきであったと思う。早ければ早いほど解決にかかる時間を短縮できていたと思う。
8464	地方庁	その他(社会保険事務所)	事業所の認識不足や届出誤り、事業所担当者まかせになってしまう被保険者の認識不足も要因になっていること。	手番のままの持ち主の判明を急ぐ為、連絡先の把握に努める。	特別便が発行されて以降の窓口対応において、統合されていない番号が多いこと、お客様自身の認識も全くと言っていいほど無いことに驚かされた。番号が複数ある場合でも、年金請求手続き時に確認をして統合すれば良いと指導されていたのでそう認識していた。	記録の確認と聞き取りと氏名検索を慎重に行い対応してきた。 年金制度が複雑な事や、基礎年金番号導入時の周知不足がある。
8465	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	なし	採用された以降、資格照会事務の担当経験がなく、この問題が大きくなるまで、オンライン上に記録がないものの存在について、明確な認識はなかった。職場で、この問題に関して周り(先輩など)からも教えてもらう機会もなかった。 漠然とは、氏名の入力されていない記録についてあることは分かっていたが、時期は不明確である。	長期にわたる年金制度においては、記録管理は不可欠なものであるが、長期的視点での年金記録の管理が欠けていたことにより、過去の年金記録の確認が難しいものとなってしまった。 もっと早く、少なくとも基礎年金番号導入時、できれば昭和61年前後のオンライン導入時に適切な対応を図るべきだった。
8466	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	早く旧台帳を全て調査し、今までの方法で一つ一つ丁寧に作業していく事がいいと思われます。	本来、本人の記録として受給できたものが、受給できていない点については年金制度の根幹を問われる問題だと認識していました。約8年前ぐらいにそのような問題を知ったと思います。	氏名索引を行い、本人の記録の漏れがないように心がけていました。反省点としては、生年月日の登録が四捨五入されていることがわからなかったので、各事務所に旧台帳の照会を常にしておけばよかったと思っています。
8467	本庁	その他(本庁)	ありません。			

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8468	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	現在取り組みを行っている、「ねんきん定期便」をお客様全てに確実にご確認いただき、引き続き開庁時間の延長や、社会保険労務士、各市町村等にご協力いただく等、地道な積み重ねが必要と考えます。	老後の生活に直結する重大な問題であると認識しています。 基礎年金番号の導入以降、年金記録の統合処理を確実に行って(疑重複確認調査等)いたとの認識で業務に携わっていたので、2007年になってから、国民の皆様に多大なご迷惑・ご心配をかけてしまっている問題だと知りえました。	事務所において窓口等で対応させていただいた際には、お客様の立場に立って対応しようと努めました。 反省点は、届出主義(疑重複については調査を行なってきましたが‥。)や年金請求時に解消できる(記録の統合)といった、お客様任せな部分が多くあり制度の周知・徹底が不十分だったことと考えます。
8469	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	記録問題を真摯に受け止め、お客様の相談を充分聞き取り、1件でも解決できるように対応していく。また、本庁には、引き続きオンライン上での記録と都合と対象者への通知、再裁定の早期処理をお願いしたい。	採用後10年経った頃、年金記録関係の仕事をする機会があり先輩に旧台帳の存在を知らされました。	現在のようにオンライン記録が整備されてませんでしたが、その時点で手作業であっても、本庁地方庁が協力して記録整備に向け対応するべきだったと考えます。
8470	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金問題を知ったのは相談員として入所する(平成19年8月)少し前頃でした。自分自身年金については全く知識が無く、お給料から強制的に引かれるもの、将来はどうせもらえないもの、と考えていたので、特に自分には関係の無い問題だと思っていました。	自分自身(8)のような考えだったし、世間では一方的に「社会保険庁が悪い」と言ったムードでしたが、実際中に入ってみると、自分のように無関心すぎることにも責任があると感じました。20年以上前に社会人になった時にも、年金など社会保険についての詳しい説明は無かったと思いますが、企業側ももっときちんと説明する場所を設けるべきだと感じました。また、民間の人間側の視点で言えば、公共の、例えば市区町村の広報などに載っている給付金などの説明の文章があまりにわかりずらく、理解できない部分が多い気がします。年金を支払っている全ての人が関心を示し、自分の問題として意識できるような情報があれば、と感じました。
8471	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特にありません	特にありません	採用された当初から、年金記録については、取得、喪失、月変、算定等を入力することにより、コンピュータ上に記録され、適正に管理されているものと認識していた。 また、複数の年金番号を保有している者も多くいることは認識していたが、重複取消処理をすることにより問題ないと認識していた。 したがって、5000万件もの未統合記録が存在することを知ったのは、19年に記録問題が発覚したときである。	制度発足当時の旧台帳等の記録を、コンピュータ上に登録、統合等の作業において、年金記録の重要性を認識し、十分な人員、時間、を確保し確実に行うことが必要であったと思う。
8472	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			基礎年金番号導入時に手版統合の徹底が無かったことが、今回の問題をますます大きな問題にしてしまったと思われる。 被保険者の方が来所されたとき、手帳の統合依頼が度々あった時。	その時点では、申し出られた範囲でしか対応できないと考えていたし、年金請求時に全て片がつくため庁としても積極的に動いていなかったと思い消極的な考えであったことが今日の問題に発展したと思う。
8473	本庁	その他(本庁)			被保険者、受給者の生活に多大なる影響を与えかねない、大きな問題だと思われる。窓口で不安や怒りの声を聞いてきただけに実感がより強くあります。	まずは不安を取り除くこと、丁寧に説明のうえ理解をしていただくことを心がけていました。
8474	地方庁	その他(社会保険事務所)	宙に浮いた年金記録について ・死亡者と本人に記憶がない方に関しては解決は不可能。 ・手番期間が判明し、再裁定をしたうえで年金額が減額となる方の対応に非常に苦慮する。 ・再裁定、時効特例分の支払いに時間がかかるので、電話、窓口での苦情が多い。 といった問題が多数ある。	ねんきん特別便について今、全員に送付する必要があったのか？ まずは、受給者・年金請求者のみにターゲットを絞るべきではないかと思う。 この問題の解決を国民の皆様にお約束しているのに、職員数減の体制のままでは早期解決は皆無だと思う。 職員の業務量に余裕をもたせること(相当な職員数の確保)、業務の効率化を図っていくことが重要だと思う。 業務効率化の一つとして、最裁定の用紙、127号、127-3号、205・940処理票を記入する手間・紙代が無駄であるので、一枚に集約した方が良いのではないかと思う。		
8475	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。		昨年まで外部から見ていた部分と実際、社会保険庁に入り見聞きし、 国民の関心、怒りや憤りの大きさを実感。	一度レッテルをはられてしまった、問題で信用を回復するためには、今まで 以上の自覚をもって真摯に取組む事が必要。 仕組み優先の業務遂行から、お客様目線で全ての業務に取組む。いわゆる サービス業の原点を見つめ続ける事が重要。
8476	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。	お客様1人1人がこの問題の向こうで 解決を心待ちにしておられることを認識した上で 1件1件を大事に確実に処理していくこと。	お客様がご負担された保険料の納付記録が ご本人の記録に結びつかずにいるというのは 大変心苦しく感じ、大変重要な問題だと認識しました。 存在を知ったのは、記録問題が公になったときに 知りました。	お客様の気持ちを考え、1件1件真摯に 対応することが大切だと感じました。 反省点としては、記録等の管理をしっかりとし、 2度とこのような問題が 起きないように心がけをすること。
8477	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	制度に精通した者が記録問題の対応のみに専念できる環境づくり	年金を請求するときに記録統合すれば特に問題はないと思っていた 記録は管理してあるので消えたとは思っていなかった	年金手帳を複数持っているとの照会には早く統合するよう指示する 基礎年金番号通知を発送した時、他手番の照会に対しての回答をもっと促すべきだった
8478	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。		未統合手番が多数存在していたり、紙台帳記録がオンライン記録に誤って登録されていることについては、平成15年頃に年金給付課に配属されている時に知りました。 しかし、記録の様々な問題を本格的に認識したのは、年金記録問題が公表され大きく取り上げられた頃です。 年金記録問題は、被保険者、受給者の方々が、知らないうちに不利益をこうむる可能性のある極めて重要な問題であると認識しております。	現在のように記録問題が公になり、対応策が講じられる前は、お客様に記録確認する時に会社名を教えてはいけない等の制約がある中で、期間調査や裁定請求で窓口に来訪された方の応対の際には、旧姓も含めて氏名、生年月日検索をしっかり行い、ご本人の可能性の高い記録については、出来る限り確認して記録に結びつけるように努めました。 現在は、ねんきん特別便、定期便等の回答処理の際に、申し出された以外のご本人の可能性が高い記録について、会社名等の一定の情報を提供し、電話での聞き取り、お手紙の同封を行い、少しでもお客様の不利益を解消できるように努めております。 反省点としては、記録問題を公表し、対策を講じることが遅かったことではないかと思われます。
8479	地方庁	社会保険事務所長	承知していない。	設問が、世間一般に知られている年金問題解決の方策として回答します。 現在実施手いる対応や、今後予定されている対応以外に思いつかない。	認識 社会保険庁(地方庁を含む)の記録管理がずさんであった事は事実なので、組織として国民の皆様にしっかりとした謝罪が必要で、当然ながら全力を挙げて記録の整備にまい進する必要がある。 ただし、地方庁にいる私にとっては、これほど多数の年金記録が迷子になっているとはゆめゆめ思わなかった。 問題認識の時期 記録管理の方法から、一部に現在発生しているような問題があるとの認識は、昭和の終わりころと思います。 旧台帳の管理やコンピュータへの切り替えの内容をよく承知していなかったので、これほど多い件数が存在したとは思いませんでしたし、年金請求時に記録の整備等ができればほぼ解決するものだと認識していました。	対応しようとした事 前述したとおり、国民の皆様へのお詫びをしっかり行うことと、組織を挙げて記録整備をしっかり行うことが必要と思いました。 その中で、個人として全力で記録整備等を頑張ることと思います。 問題についての反省点 国民の財産である年金記録をしっかり管理出来なかった訳ですから、反省点も多いですが、組織として記録管理の甘さがあると思います。 特に、古い記録のコンピュータへの切り替え関係では、この記録問題が発生することは予見ができたことだと思われます。 また、年金業務に携わる職員の業務に対するモラル意識の薄さもこの問題にはあったと思われます。その一端に労働組合の過度な取組も影響があると思います。 私個人としても、同様な反省があります。
8480	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金特別便・年金定期便における被保険者の確認について、回答を得られていない被保険者、受給者への確認を行うための戸別訪問の実施等を行い国民皆様の記録の確認を行う。	単なる事務処理誤りによる問題だけでなく、記録の改ざん等が行われたことにとってはあってはならないことで、非常に残念なことだと思います。受給者の皆様には本来支給される額より少ない額が支給されており、また再裁定を行うにも長い時間が掛かっており多大な迷惑をかけた重大な問題だと思っています。 問題を知ったのは、記録問題が公に公表されてからです。	年金記録の確認をされるために来所された方々には迅速な対応を行い、業務センター返戻分に関しても同様に、電話等にて迅速に確認を行った。 反省点としては、特別便による年金記録の確認のために、事務所が大変混雑し、長い時間、来所された方を待たせたり、通常の業務(国民年金の納付督励等)に支障が出てしまったこと。
8481	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	特別便、定期便等の調査の回答を、できるだけ早くしていかなければならないと思う。	意識するようになったのは、平成18年頃からかと思います。年金制度の信頼にかかわる問題だと認識し、早期に解決して信頼を回復していかなければと思いました。	お客様の申し出される内容をよく聞いて、少しでも早く問題解決につながるよう対応しようとしました。 反省点は、制度の周知がされていなかった、加入者に加入している意識がなかった、発足時から年金番号を一人一つとするべきだった、制度が複雑などが
8482	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	事務センター等へ集約し、集中して最優先に行うべき。	報道等がされた平成19年頃知った。 最も重要な問題。	全所体制での対応の中、優先的に対応を行った。 年金制度についての周知不足。一人に対しての複数手番の払い出し等。
8483	地方庁	その他(社会保険事務所)		1件ずつ地道に人数をかけてやっていくしかないと考えています。	最重要課題だと認識しています。 問題の存在は新聞報道で知りました。	窓口等で1人1人に時間をかけても何度も記録漏れがないか確認し、旧姓も必ず確認して氏名索引をして対応しています。 今までの積み重ねでこのような問題になったと考えていますので、法令順守で誠実に対応していこうと思っています。
8484	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	地道に仕事をするしかない。	選挙等の際の与党・野党の攻防においてのマスコミ報道で認識	政治的要素も垣間見えるので与えられた仕事を着実にするしかない。
8485	本庁	その他(本庁)	なし	未期症状だ	知らん	他人に聞くな自分で考える知るわけないだろ
8486	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	名古屋市で現在おこなっている方法は非常に有効だと思います。直近の住所情報を保有しているのは、やはり市区町村ですから。名古屋市は無償で年金記録問題の解決にむけ動いていますが、今後は有償ででも全国各市区町村にお願いをして、解決を図る方法が有効と考えます。	基礎年金番号が導入された平成9年にこの年金記録問題は認識していた。それまで国民年金・厚生年金それぞれ別の年金番号で管理をしており、基礎年金番号導入によって回答書の提出割合が低かったと記憶しています。当然回答書を提出いただけなければその方の年金記録の統合はできません。年金請求時に確認はするのでしょうが、昔の記憶がないということも十分考えられることでした。	私は、業務課(厚生年金適用関係)に配属していたため、疑重複となっている年金番号について本人氏名・生年月日・住所・勤務先を確認し基礎年金番号に統合するよう対応しました。ただ、この方法は1件1件、来客されたお客様にのみ有効な手段です。やはり国、社会保険庁できちんと後追い調査をきちんと行うべきだと、提言できなかった(提言していたかもしれませんが)ことが反省すべき点だと思います。また、紙台帳からオンラインでの記録管理へと切り替わったときに紙台帳の年記録をすべてオンラインでの管理へとすべきだったと思います。
8487	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	未統合の年金記録を1件1件地道に確実に照合・統合していく方法しかないと思います。	未統合の年金記録がオンライン上がこれほど多く存在しているとは思いませんでした。いわゆる「問題」そのものと認識・存在することを知ったのは、平成19年5月当時です。	被保険者・受給者一人一人の未統合の年金記録を確実に統合していこうと心がけ対応しました。この問題は制度によって異なる手帳記号番号が払い出されたことが原因であり反省点だと
8488	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に思いつきません。	地道にコツコツ確認作業を進めていくしかないと思います。	諸先輩からそういうものだと教えてもらいましたので、強く思うようになったのは、社会的に問題となってからだと思います。	できるだけ、コツコツ確認作業に参加しています。ただどうしても時間的な制約があり、(たとえばいつまでにであったり、自分自身の仕事の締め切りであったり) 難しいなあと感じます。再確認が必要な確認作業では意味がありませんから。 いつまでにも大切ですが、きちんとがもっと大切なのだと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8489	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	限られた人員での処理は時間を要しますので、人員増をし、処理スピードを上げることが必要と思われます。	社会保険事務所に勤務するようになりすぐ、基礎年金番号で管理されていない記録(手帳番号)があることを知りました。基礎年金番号化された際に統合されていない番号があることについて、特殊なことであるという認識はなく、年金請求時に全ての記録を確認することになっているため、記録漏れは防げるものだという認識を持っていました。 しかし、単純に手帳番号が未統合だというだけではなく、紙台帳の情報が機械化された際に正確に登録されていないものなど、WMに登録されていない記録があるという問題は、記録問題が判明してから認識するようになりました。	年金請求時に記録漏れ等がないかの確認を行っていますが、以前は事業所名を伝えることが出来ず、おそらく本人の記録ではないかと思われても伝えられなかったこともあります。現在は事業所名を伝えることが出来ますが、それでも、ご本人が記憶されていないといった場合もあります。こういった場合は、非常に対応に苦慮します。基礎年金番号化された現在では、こういった問題も起こりにくいとは考えますが、適用事業所、本人からの聞き取りを徹底していなかった点がこういった問題を起こしたと思われます。
8490	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	年金記録問題は様々なケースがあるため、一概にどうすれば良いという答えは存在しないとは思うが、まずは申し立てに関する調査を行い、資料(証拠)がない場合は第三者が判断するという今の手法をとるべきだと思う。 一律救済は、悪意を持った申立者をどうすべきかという問題を解決できない限りは無理だと思	受動的に自身の記録を確認する方法がなかった(機会が少なかった)こと。 届出主義と度重なる制度改正。	お客様との個別対応の際に、いかにわかりやすく正確に説明できるかを心掛けていたが、過去から現在に至るまでの各制度に関する正確な知識を持ち合わせていなかったため、スムーズに相談をこなせないことがあった。 また、過去の制度に関する資料が極端に少ないことに苦労した。
8491	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	官民、一体となって国民の皆様の視点に立って年金問題の解決に向けて取り組むべきだと思います。	私が知ったのは、新聞・テレビ等のマスコミからの報道により、知りました。また、年金記録問題は、国民の皆様方の生活に直面する非常に重要な問題であると認識しています。	私は、当時、福岡県社会保険事務局保険課に勤務しており、名寄せ作業に従事しました。その後、お客様に対する特別便の対応のため、県内の社会保険事務所に業務支援をしました。 私は、この問題につきましては、社会保険庁(本庁及び地方庁)及び労働組合が国民の皆様の視点にたって仕事をしていなかったのではないのかと反省しております。絶対、お客様第一主義を考えて行動すべきです。
8492	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。(すべてが明らかにされた。白日の下にさらされた。むしろ、お客様から同情されることすらある。)	信頼を回復するために、一所懸命努力する。	組織全体の風土。12年前に採用されたときに、すぐに気がついた。	ぬるま湯になれきった職員の意識を改善することは、非常に難しいと感じた。 国民投票で年金制度について、財政面、資格面等の多方面からの意思を問い、思い切った制度改革が必要であると感じる。 年金そのものの是非すら問う必要があるだろう。現在の受給者、および10数年以内の受給者はともかく、それ以降の受給者には脱得力がもはやなく、存在意義があるのか疑問に感じるときがある。
8493	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	現在の対策を続けるしかない。 しかし、急ぎすぎるあまり、対策、対応がおかしなものになっている。	平成9年の基礎年金番号導入時に、番号統合のための回答を提出しなかった方が多く、未統合の手番が多く残ったことが問題と認識していた。 このような根深い問題の存在を知ったのは報道されてから。	問題発覚時は事務局に在籍していましたが、来客対応や、事務所への連絡、指示の際には、法令順守を基本に、被保険者の方に正しい金額で年金を受けていただくことを考え、対応しました。 このような根深い問題は地方では認識できないため(自分も認識していなかった)、中央なりに全
8494	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません	5000万件の未統合記録の解決については市区町村の協力が不可欠です。住基ネットを絡め戸籍主管課との連絡を図りながら個人の特定を図り解決できないかと考えます。	平成9年に基礎年金番号が導入された際、オンライン上の他手番については、年金の裁定時点や相談の時点で判明できるので、早急に統合しなければならないという認識はありませんでした。ただ、5000万件は報道がされて初めて知りました。	(8)にあるように当時の認識は今になって考えればお客様の立場を無視した対応であり、基礎番導入時点、もしくはそれ以前から手帳の重複保持者に対し様々な広報を行っていれば今回のような大々的な件数は発生しなかったものと思われます。
8495	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。		この問題は、組織体制が原因で起こったものと思います。また、年金制度発足時点で一生涯一つの年金番号を附せなかったことも今となっては問題であったのではないかと思います。 基礎年金番号導入時に、手番として残るものも出てくるのではないかとの懸念 がありましたが、具体的な件数を知ったのは今回の問題が起こった時でした。	一件一件丁寧・慎重に処理していくしかないと考えました。 法律改正時や新たな事務処理時には、十分なチェック体制が必要であったのではないかと思われます。
8496	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません		育休中ニュースで	当時の処理時点で、名前、生年月日等を確実に確認せずに入力したこと。 機械化されていなかった時代のものに関しては、番号を何本も持っていることは、本人にも問題があると考える。窓口で、番号をさがす場合は幅をもたせ検索するようにしている。
8497	地方庁	その他(社会保険事務所)	資格取得時から、標準報酬が低い年金記録(平成時代)。	地道に一件ずつ確認していくこと。時間はかかるが正確で漏れのないやり方だと思う。	年金記録問題が存在することがわかった時期は、国会で5000万件の記録の持ち主が判明していないことが議論されたとき。 社会保険の歴史の中で、その時代に沿った方法で年金記録は残されていった。機械化になり、処理能力が大幅に向上したにもかかわらず、なぜ記録問題について積極的に取り組まなかったのかが、若い世代からみると甚だ疑問。ただ、日々の業務に追われている中で、人員が創けないことからこの問題が置き去りにされてしまったともいえる。	私が対応できることは、特別便や定期便で提出のあったものを正しく登録していくこと。わからなければ、本人に確認をすること。今のスキルだとこれくらいしかできない。 報道では20年くらい前にもこのような問題があるとわかっていたという。なぜ、記録問題があることをわかっていたのに、社会保険庁として自主的に取り組むことができていなかったのか。これは社会保険庁だけの問題なのかという点も反省点。
8498	地方庁	その他(社会保険事務所)				みんなでがんばりましょう
8499	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	既に問題となる点は、出尽くしているのではないかと考えています。	突合作業を確実に行う以外に方法はないと考えます。	記録照会などに時間がかかると考えていましたが、年金の裁定時の審査段階で、解決できるものと考えていました。	お客様の記憶が新しい適用段階で、複数の手帳番号を払い出さないなど、一人の者の記録がばらばらにならないよう事務処理を行っていた。 過去の記録整備について、予算、人員の制約のなかで可能な限り行っていたと思っていますが、制約に妥協することなく徹底して行うべきではなかったと考えています。
8500	地方庁	社会保険事務所課長級以上	現時点で、特に思い当たらない	まずは現在受け付けている記録照会申出への回答、年金の再裁定について庁全体で取り組んでいるとおり、できるだけ速やかな処理に努める。 その他として、残っている国民年金記録などで台帳に住所記録がある場合は、市町村への住民票記録などの照会、協力依頼などにより本人を特定するなどできないか。	年金加入手続き、年金請求の際に、人によっては加入(事業所がかわる度)の都度年金番号を新規にとる方も多く、同姓同名・同一生年月日の年金番号が多数あり、中には珍しい氏名でも会社名が思い出せずに記録を統合できないこともあり、結果として残ってしまった記録があったのではないか。 また、平成9年1月までは国民年金、厚生年金などの記録はそれぞれで管理され、基礎年金番号に統合の手続きをされていない記録は、「宙に浮いた記録」ではなく「統合されていない記録」として多いのではないかと思うことはあったが、年金受給者年齢の方でこれほど多くの記録が	やはり、該当者と思われる方からの照会については、事業所名、住所地などをできるだけ詳しく聞き取りし、まずは真摯に対応することに心がけました。 年金記録問題に対する反省点としては、①厚生年金記録でオンラインに登録されていない記録があったこと②生年月日が違って記録されていたこと③過去の年金記録の統合にあたっては「必ず本人、代理の方などが記憶している会社名、期間と一致しなければ統合できない」など、誤った統合を慎重しすぎて親切さに欠けていたのではないか④もっと早い段階で社会保険庁として問題提起し、早い段階から日常業務として真摯に取り組むべき問題であったのではないか。
8501	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	これ以上は分からない	以前から、老齢請求の時に確認すればよいといった考え方には疑念は持っていた	以前から、窓口等で2冊以上の手帳をお持ちの方や、旧姓の手番が未統合の場合は基礎番に統合をしてあげたことがあった。
8502	地方庁	その他(社会保険事務所)		人員を増員し、システムの改善を行い、処理のスピードアップをはかること。	加入者・受給者が行政任せにするのではなく、各個人が簡単に年金記録を把握・管理できるシステム、分りやすい制度である必要がある。	記録照会に対して、分りやすく、丁寧な説明を心がけてきました。
8503	地方庁	その他(社会保険事務局)	分かりません。	市区町村等の自治体や、社労士会等と連携して、より多くの方に、正しい制度を理解をしてもらうようにする。	制度が分からないと、記録統合の手続きが遅れたり、できなかったりして、不利益になるもの。 窓口等で年金記録統合などの業務を担当してから。(平成15・16年前後)	届出のあったものや、業務をする際に判明した記録については、速やかに対処するようにしていた。
8504	地方庁	その他(社会保険事務局)	消えた年金、宙に浮いた年金と、騒ぎだてていますが、年金番号が制度ごとに 設定されていた時代のことなので、統合すれば問題ありません。統合に際しては、きちんと納められていれば、旧姓、旧住所、会社名等から探し出し可能です。不安を煽らないマスコミ報道をお願いしたいです。	WMによる検索の充実、古い記録は、カセット保存されているので、照会をかけなければ開きません。できる限りの情報のオンライン化が必要。対応できる人手の確保もお願いしたいです。	年金番号は、複数持っているのが当たり前だったので、年金受給の際に記録確認するものだと教えられました。若かったので、何の疑問も持ちませんでしたが、人間、年をとると記憶が薄れるのだということに気がつきませんでした。 江角マキコさん事件から、皆さんの年金に対する関心が高まり、その頃から、客観的に見られるようになり、問題意識を持ちました。	特別便、定期便の対応は、資格照会係りを経験しているので、普段どおり、きちんと対応しました。 厚生年金保険料の徴収に関しては、社会保険事務所と事業主間のやり取りなので、なかなか、被保険者本人には分かりずらいところがあります。被保険者から保険料を徴収しても、滞納する事業主もいます。国民年金のように、納付記録が直結した被保険者記録が出せれば安心だし、
8505	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		十分な要員を確保し、被保険者の協力を得ながら進めていくしかない。	以前に厚生年金保険加入期間の調査を担当していたとき、収録記録のフリガナ登録がひどかったため、そのときに問題であることを意識した。	一職員としては、丁寧な調査を意識していくしかなかった。
8506	地方庁	その他(社会保険事務局)				
8507	地方庁	その他(社会保険事務所)	届け出た内容が、資格記録に反映されていない事案に事案については、すでに承知されていることしか思い当たりません。年金記録問題となる案件か不明ですが、本来、届出すれば承認される国民年金の法定免除のうち、生活保護受給者が国年未加入(未不番)のために処理できず、結果、年金受給に結びついていないケースがあるのかもしれないと思います。	皆様に記録確認を求めていくほか、市区町村のみならず、事業所(事業主)にも、年金記録問題解決につながるような資料がないか、あった場合は提供をお願いするよう呼びかけることも必要かと思います。	資格記録がもれている場合は、年金手帳番号等の重複所持のケースがほとんどと思っていました。報酬記録に関する問題については、この問題が出てきたことで知りました。	お客様には、自身の記録確認をお願いしました。資格記録漏れは、ほかに手帳番号があることが多いため、いろいろなケースを想定し、WMから検索し判明に努めました。 現時点の問題点は、お客様が気軽に自身の年金記録確認できる環境にないことだと思います。
8508	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	少なくとも、照会の来ているものについては早急に回答し、第三者委員会へのステップに移していくことが必要と思う。 また、どこまで終了したら「解決」なのかを方針化すべきか。 現実的に「全て」の解決は困難と考える。	年金請求時の職歴確認等で解消されるものと理解。 「年金記録問題」として認識したのは報道があったころ。当然、業務をしていればそのようなことが存在していることは認識していたが、少なくても、手番保有者が全員年金請求し終わればほとんど解消されるものと考えていた。	年金請求時のとき以外でも、相談対応の際には、他手番の確認をするようにしていたが、あくまでも相談に来た人だけへの対応であり、圧倒的多くの相談に来ない人への対応がおろそかであったことが反省点。 裁定請求時に解消されるとしても、それでもなお最後に残る記録への対応は、確かに早い段階で進めなければ、本人が死亡するなどの問題がある。
8509	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	課所を越えた一丸となった体制をもって事にあたるしかないと思います。	年金制度の根本を揺るがすような大問題。16～17年前。	上司の命令は勿論、自主的に事にあたっていると思います。
8510	地方庁	その他(社会保険事務所)		1件ずつ、確実に解決していくほかないと思います。職員全員が同じ目的意識を共有して、取り組むべきだと思います。	マスコミ等で報道されるまでこのような問題があるとは思いませんでした。届出は被保険者本人が行うべきもの、という甘い考えがあったのかもしれません。	とにかく、1件ずつ地道に解決しようと集中しました。反省点としては、被保険者の届出に頼っていた点、ずさんと言われても仕方のない記録管理に問題があったと思います。
8511	地方庁	その他(社会保険事務局)		現在検討されている救済案が実施されるようになれば問題解決に向けてかなりスピードが早まると思われますが、実際に救済案が実施になるまでは一件ずつ真摯に取り組む以外ないと思います。 年金記録問題は通常業務と合わせて全職員が一丸となって取り組んでいかなければならない問題であると考えます。	最初の配属先である国民年金課の窓口対応において、複数の年金手帳を持ってきたお客様がいらっしゃった時に初めてこの問題を認識しました。 その後、業務を続けるにあたりその件数の多さを徐々に理解することにより、この問題の深刻さを認識しました。	窓口、電話での対応において、複数の年金手帳を持っているかどうかの質問をお客様に積極的に働きかけ、一件で統合もれを減らすべく業務に取り組んできました。 現時点で考えられる反省点としては、基礎年金番号導入時に発送した記録統合の案内の回答がなかったお客様に対し、さらなる働きかけをしておくべきであったのではないかという点が考えれると思います。
8512	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。		基礎年金番号に登録されていない記録があることは知っていたが、それがどれくらいあるかまでは知らなかった。	窓口のお客様に対しては解りやすく丁寧な対応を心がけた。制度ごとに番号がそれぞれ存在したことは、この問題の原因の一つだと思う。一人に一つの番号で記録を管理すべきだと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8513	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	ありません。	年金記録問題については、以前の記録管理にも問題があったと思いますが、制度ごとに年金手帳番号を付番していたことや、国民一人一人のそれまでの年金への無関心さもあったのだと思います。 このように膨大な宙に浮いた記録があったことは、世間に公にされるまで知りませんでした。	宙に浮いた記録が一件でもなくなるよう、お客様の記録が一件でも多く見つかるよう、お客様の立場になって対応しました。 この問題の反省点については、 ・制度ごとに違った年金手帳番号 ・記録管理のいい加減さ ・国民一人一人が年金制度へ無関心だったこと (年金制度そのものが魅力がない) ・基礎年金番号導入時の対応 ・地方職員の地方事務官制度という中途半端な位置づけ ・自治労等労働組合による仕事への影響 ・年金裁定時の記録確認の不徹底 以前(平成3年頃)年金給付課に在籍しいた時は、裁定請求書が提出された時点で氏名索引を行い、同姓同名等の記録があった場合には、ご本人様へ確認のうえ裁定請求を行っていたと記憶しております。 以上があげられると思います。
8514	地方庁	その他(社会保険事務局)		ねんきん特別便や定期便のお客さまからの回答を速やかに処理をする。 相談にいらしたお客さまに再度自分の記録に誤りがないか必ず確認をしてもらう。	連日のようにたくさんの方が相談にみえ、お客さまの話を聞くと生活にかかわる重大な問題だと身につまされた。	相談にいらした方の話をよく聞き、もれている記録がないか確認し速やかに記録を整備するよう努めた。 日々の業務に流され、重大なことだという認識が薄れてきていたのかもしれない。処理の仕方や処理後のチェック体制の甘さがあったと思う。
8515	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	受付後の書類の所在がつかみにくく、お客様からの進捗状況の問い合わせにお答えするのに時間がかかることが多いので、処理状況がすぐわかるシステムがあれば助かります。	マスコミで報道されて初めて知り、自分が窓口でお客様に説明してきたことが根底からくつがえされたように感じた。より正確な年金記録になるよう、1件ずつ解決していくしかない。	法令遵守の意識をつねに持ち、記録問題の問い合わせに対して誠意を持って応えていくしかない。現在の適用課の業務を適正に行い、新たな記録問題の発生を防がなければならない。
8516	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	内容の分かるものの定員増をすることにより一人でも多くの人に正しい内容を理解してもらう。 またマスメディアによる誤った報道や誤解を招くような報道をやめさせる。受給者や被保険者の方が誤解している点が多い。	問題が知ったのは、今回の件が発覚した時です。大変大きな難しい問題と思います。ただ、全員の方に正しい記録に統合すると減額になる方も多々いらっしゃいます。記録統合だけすべて完了ではないと思います。	一人ひとり正確な制度説明と内容をお伝えするよう努力してます。 問題点は、平成9年の基礎年金番号発足に被保険者の方や事業主等にきちっと伝わっていなかった点が問題と思います。 またマスメディアも誤った報道や誤解を招くような報道をやめてもらい正確な報道を心がけてもらう必要もあると思います。
8517	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		テレビや新聞の報道で騒がれるまでは、平成9年以前の記録については、手番統合されていないものはあっても、年金受給手続きの時に統合され、正しい記録で年金は支払われているものだと思っていました。 年金記録問題が世間で騒がれるようになって、未統合手番がたくさん残っており、本来受けるべき年金を受け取ることができていない方が大勢いることを知り、大変なことだと認識しました。	年金記録問題が発覚した当時は健康保険給付課に所属しており、残念ながら、具体的に対応が取れる立場にありませんでした。また、すぐに産休・育休に入ってしまったため、テレビや新聞の報道を通して職場が大変な状況にあることを知り、なにもできない自分にもどかしい気持ちでいました。 仕事に復帰してからは、窓口に来られる方の相談や、電話での問い合わせになるべく丁寧な説明を心がけました。 現時点での反省点としては、平成9年に基礎年金番号を導入した時に、もっと本格的に手番統合の努力をするべきだったのだろうと考えます。対応が遅れたことで、年金記録の訂正にも時間がかかり、お客様にご迷惑をおかけすることになってしまっています。また、現在の年金定期便のように記録をお知らせするものを以前から少しずつでも送ることができていれば、年金記録の整理
8518	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	年金に精通している人員の確保と業務の優先順位を明確にすることが必要と思います。	記録統合が非常に難しい問題だと思っていた。基礎年金番号導入時に問題があると思った。	とにかく一人一人の記録整備を確実に行おうとした。基礎年金番号導入が遅いことが反省すべき点だと思います。
8519	地方庁	その他(社会保険事務所)			大変な問題だと思う。 2年前	一人一人に対し丁寧な対応で接する。 職員の認識不足
8520	本庁	その他(本庁)			手番が沢山統合されずに残っていることは、国民年金課にいたときに感じました。	わかった時点では、どんどん統合していたが今ほど他に記録がなかったかは確認していなかった。違う読み方での氏名索引や、期間照会をもっと行うべきだった。
8521	地方庁	その他(社会保険事務所)		一件一件処理するしかない。	採用されたときから、一人の人がいくつもの年金番号をもっているなと感じていたが、年金を受給手続きする段階で統合されて解決するものと思っていた。	国民年金番号・厚生年金番号などがばらばらに管理されていたことが、年金記録問題につながっていると思う。ほとんどが基礎年金番号導入以前である。
8522	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	現在、できる範囲(わかる範囲)で調査を進めるしかないと考えます。	お客様おひとりおひとりが掛けてきた大事な年金です。受給漏れが起こらないように記録を整備するのは当然だと思います。 ただ、一ヶ月しか勤めていないためご本人が厚生年金がかかっている意識がなく申し出ていない場合、転職を繰り返しご本人自身が職歴を把握していないケースもあると思います。それらの記録をご本人のものと断定していく作業はとてつもなく大変な作業と感じました。 また、紙台帳から記録を探す作業はかなり時間を要するものになると感じました。	ご本人の申し出をもとに、マイクロ等を確認し期間調査を行いました。 過去記録がきちんと管理されていなかった(データ移管がうまく出来ていなかった)ため起こった問題だとは思います。 現時点でできるありとあらゆる方法で、お客さまの大切な記録を調査するしかないと考えます。
8523	地方庁	その他(社会保険事務局)	今、問題となっている年金記録問題以外に思いあたることはありません。	数が膨大な為、まず優先順位を決めて人と予算を集中的に活用して短期に処理するような体制づくりをお願いしたい。	年金記録もれで再裁定になることは以前もあったが、約5000万件もあるとはテレビ報道で2年前に知りました。	当時、年金相談窓口におりお客様よりたくさんの苦情や逆に励ましの言葉も多少あり、相談者には年金記録もれがないか再度窓口で確認をとっていただきましたが、すぐには記録ができず回答ができなかったりして歯がゆい思いしたりしていました。反省点としては社会保険庁として問題が大きくなるまでに、年金記録の通知をすることがなかったり、一人に対して安易に年金番号を払い出ししてきたこともあったのではないかと思います。
8524	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にわかりません。		年金裁定業務に携わっていた時に、基礎番にまだ統合の済んでいない手番がたくさんあること、WM上では記録が出てこず(カセット未解除などで)、マイクロを直接確認しないと記録が確認できないものがあることは、認識していました。	当時は、年金受給時までに記録整備が終わっていればいい、期間照会などで申出があったものだけ調査すればいい(本人からの申出主義)という認識で最低限の記録調査しかしていませんでした。 現時点で考えると、もっと早い時点で年金特別便や定期便のような形で、本人に年金記録を確
8525	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません	ねんきん特別便の未回答者への戸別訪問。 年金記録の確認には時間がかかってしまうこと、少しでも早く確認するためには、より多くの手がかりを申し出ていただく必要があることを、今後も引き続き周知広報し続けること。	記録問題以前は、被保険者に対し、年金記録に漏れや誤りがあっても、年金請求時に記録を確認・訂正できるからすぐに手続きしなくてもよい、という説明を行なうのが一般的だった。 したがって、年金記録はあくまでも本人が自分の責任で把握して、申し出るべきものという認識だった。 ただし、記録に誤りが多いこと、管理方法に不適切な部分があったことについては、今回の問題が大きく取り上げられて初めて知った。	来訪される方、電話でお問い合わせのあった方には、申し出手続きをしていただくことに理解を得られるよう説明に努めた。 記録の確認作業や、ねんきん特別便の回答作成作業においては、一人でも多くの方の記録が見つかるように慎重に確認を行った。 ねんきん特別便の回答作成作業において、記録確認から回答作成までの工程を一人の担当が行う形をとらず、各工程ごとにまとめて作業を行い、終わったら次の工程へまとめて回すという方法をとった。 作業を効率的に行う目的でこの方法をとったものと思うが、工程の流れが職員全員に周知されておらず、自分が行う作業が後の工程にどのようにつながるのかを考えていないため、確認が不十分なまま次の工程に回され、結果的に後の工程で始めから確認を行わなければならないと
8526	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	各事務所対応では迅速にできないため、県単位でチームを作り対応したほうがいいと思います。 事務所では窓口・電話対応に追われるため思うように進みません。	平成18年頃に知りました。	特別便・入念等など窓口業務対応を行った。特別便等の庁よりの回送分が遅いため苦情になったケースが多かったです。事務所へ回送するのであれば、最初から事務所受付にしたほうがスムーズに対応できたと思います。また、共済調査分についてもかなりの時間を要するため、きちんと予算等を確保のうえで発送等をしていただき買ったと思います。調査に要するまでかなり時間がかかり、苦情になりました。 ただ、発送すればいいのではなく、各調査等の詳しい内容を決定したうえで送付していただきたかったです。また、事務所への情報が遅いため現場が混乱しました。
8527	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません。	社会保険制度に熟知していない素人をただ闇雲に配置して整理できる問題ではなく、事務に精通とまではいかなくとも、社会保険制度について多少の知識のある者を配置すべきです。 効率ということを考えると、寄せ集めの人材で片付けられる問題ではないと思います。	給付課時代、記録なしの番号について本庁・大都市圏に記録の確認をお願いしても、正式な回答・記録の収録がこないことがありました(平成14～16年ごろ)。 記録が見れないことにはお客様からの質問に対しても何とも回答しようがなく、困惑しておりまし	各照会先に架電し、回答を督促しました。 各照会先の事務所が照会に対して進歩管理を徹底していれば、結果として、このような事態は、ひいてはこのような年金問題についても多少は避けられたかと思います。
8528	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。		必ず解決しなければならない喫緊の問題と認識しております。	自分の課や係の仕事をとにかく正確・迅速に進めることを考えて対応しておりました。 記録管理上の問題であり、紙台帳時代の管理方法また、記録のオンライン化時点での切り替え作業の仕方等に問題があったと考えます。
8529	地方庁	その他(社会保険事務所)			・平成9年4月に初めて適用課に配属となり、被保険者の資格取得処理などを行う中で、同年1月より導入された基礎年金番号に対する膨大な未統合手番の存在を知る。 例えば届出書に添付された年金手帳に未統合手番が確認できた場合でも、裁定請求時までに本人からの申し出により統合すればよい、という職員共通の認識があり、進んで統合処理(205)を行おうとはしなかったことに対して、だらけた職場のムードとあわせて大いに疑問を感じたことをと記憶している。だが、自分もその環境に取り込まれていったのも事実であり、大いに自省するところである。	・平成18年4月の時点で厚年資格照会業務を引き継いだ際、回答のスタンスが依然として、氏名・生年月日訂正・統合処理その他記録整備や年金受給にかかわることはすべて本人任せになっていたことにあきれた。その後、強化体制により照会申出書の様式が変更されたのをきっかけに、周囲の職員に対しても、記録の整備や受給についての細かい説明をおこたらないように指導を行った。 反省点としては、なにより「怠け者の千年王国」を築こうとした労働組合を中心とした職員の姿勢にある。自分たちは共済組合加入のため、厚生年金保険・国民年金被保険者・受給者の立場に

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8530	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	早期解決にむけて体制を強化し事を進めていくこともそうだが、過去記録は履歴等も含め被保険者の記憶等もあいまいで、相談等でも、なかなか引き出せないこともある。被保険者個人に影響を与える問題でもあるので、慎重に事を運ぶ必要性はある。個々人の年金記録の管理は長期的な課題なので、調査体制の強化はもちろんのこと、全国的な記録情報の共有化(紙ベースのものも含めて)は重要な方策と考える。また、年金記録の住民基本台帳記録との連動(連携)も方策のひとつと考える。	国民の生活や財産を守っていく国の行政機関で、このような問題が起こったということはあってはならぬこと(ゆゆしきこと)と考えている。個々の記録を将来に渡りきちんと管理していくという意識が、確固たるものとして長年に渡って継続していなかったのではないだろうか。また、市町村・国が制度を運営・管理していたという行政の複雑さや、生活の変化により転居・転勤をともなうような膨大な記録を紙台帳で管理する難しさも影響していると思われる。年金額に直接影響する問題でもあることから、十分な対策をしていかなければならないものと考えている。 基礎年金番号制度が導入されるまでは、各年金制度がそれぞれ独立していたし、基本、届出主義ということもあってか、未適・未加入問題が警鐘されていたので、このような問題が起こりえるのではないかということは想像できた。	相談内容に真摯に向き合い、窓口では相手の立場にたった対応をすることを心がけてきた。 個々のあいまいな記憶の中から記録を探し出すべく、調査方法を膨らまし進めてきた。 管理されている情報を定期的に個々に公開していくことがもっと早くできなかったのか、定期的に情報提供(定期便のように)がされていれば、個々からの申し出もタイムリーになり、誤り等への対応もスムーズにできていたと考える。
8531	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	なし	なし	なし
8532	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	事務処理の効率化と人員の確保が必要だと思います。	年金記録問題が出てきた平成19年4月頃には認識していました。 この問題については、単純に社会保険職員の問題のように言われていますが、実際には、「組織としての問題点」「システム上の問題」等があり、その一つ一つを根本的に解決していかないと解明されないと思います。	年金記録についての認識が甘かったと思う。 また、問題が世間に広まる前にもう少し早く年金記録について整備できていればここまで大きな問題にはなってなかったと思う。 基礎年金番号の統一化を早くから進めるべきだったように思います。
8533	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	宙に浮いた記録を本人記録と認めた方の中で年金額が減額になる方には現在額保障を認め返納は求めない方策がとれれば、もう少し前進できると考えます。(公平さを欠く方策ですが、年金額が減額にならない方でも「問題解決に協力して損をすることもあると聞いた」とおっしゃられるお客様は少なくありません。)	年金請求の際に整理できる問題と認識していました。平成6年頃に「宙に浮いた記録」があることを知りました。	年金相談時に氏名索引照会を徹底し、「宙にういた記録」を統合するよう努めました。 効果はあったと考えておりますが、オンライン記録が思いのほか「不完全」であったことを今回の問題の対応をとおして知りました。
8534	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	なし。	現在は基礎年金番号が導入されているが、年金制度発足時はそれぞれの 制度が番号をもっているため、未統合番号問題は根本的に存在するであろう 問題と思う。	基礎年金番号導入時、番号統合勧奨のハガキを提出されていない方が 非常に多いと思います。当時、広報の仕方に工夫すべき点があったのでは ないかと思います。
8535	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	知らないので、わからないです。	知ったのはメディアで騒がれるようになってからです。 当初は基番に手番が統合されていないことが年金記録問題と思っていたので、 手番未統合以外の問題(報酬改ざんなど)が出てきて驚きました。	そもそも基番の導入が遅すぎたとは思います。 また、58繰通知、裁定請求時に記録整備を行うというのも記録の確認時期としては遅すぎ、それまではこちらから加入記録のお知らせを送る機会がなかったというのもよくなかったのだろうと思います。 若い時期の1ヶ月加入など短期間加入の記録については、思い出してもらうのに苦労することがあります。今は一定の条件下で本人に会社名を伝えることができ、会社名をお伝えすると思い出してもらえることが多いですが、会社名を伝えられなかったら頭文字などから思い出していただくこととなり、かなり困難です。 定期的にご自身の記録を確認していただくこと、また、良い意味で「自分の記録は自分で守る」と
8536	地方庁	その他(社会保険事務局)	特別便等の記録追加により厚生年金記録にかかる過誤納事案が多数、生じているが、当時の事業所が廃止しており、ご本人に遡付することができず現場ではトラブルが起きている。	返還すべきものは返還するのが道理であり、当時の事業所が廃止している場合、直接被保険者負担分だけでもご本人遡付できる術を模索してほしいと本庁へ要望しているが、一向に回答がない。	社会保険庁には平成14年に就職したが、まず感じたことは、新たな業務を取り入れる際に労働組合の執拗な抵抗があり、組織活性化の足かせになっていた。	組合員第一ではなく、国民第一の思想が欠如している職員も多く、苦笑ながらもひたむきに国民視点で業務を行うことを通じ、そういう考えを持った先輩方の考えを改めてもらうよう心がけてきた。
8537	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません			
8538	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	職員等を増やしスムーズな処理の実施。	昭和63年国民年金の実務に着いた時、年金番号の管理についてマイクロ管理があるのを知った。平成9年基礎年金番号導入後、何度となくマイクロの整備について、上申(局をとうして庁に依頼した)が予算等の理由で進展しなかった。	個人での対応は、困難(すぐに処分の対象にされたり・・・)。 現場の意見も途中?でうやむやになったり・・・出来る限り意見を上げてきたし、今後も言っていくつもりではあるが、個人評価に影響がある現状の見直しも必要だと思う。 現場の考えがスムーズに検討されますように。
8539	地方庁	その他(社会保険事務局)	とくにありません	一層の情報開示とわかりやすい年金制度にしていくことだと思います	対岸の火事だと感じていたが、実際にお客様から相談をうけてはじめて自覚いたしました。 実質てきに実感したのは平成19年の6月ころです。	お客様が質問してきた事のみならずありうる事象すべてについて応答するようにしました。 記録問題についての把握が遅きにしった感があるのはいなめないと思います。
8540	地方庁	その他(社会保険事務所)	ない。	これまでどおり、被保険者への照会を細やかに行っていくほかないと考えます。また、対応できる人材の育成、増強が必要と考えます。	紙台帳での記録管理や、マイクロへの移し替えなどの技術的な問題と、記録の記載誤りなどの人的な問題があると認識していた。 国民年金業務に携わった平成14年以降そのような問題があると知った。	確認できた事象について、その都度、個々に対応するほかないと考えた。 より早い時期に、組織として問題解決に向けた取り組みができればよかったと思う。
8541	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	人海戦術で行っていますが、社会保険庁職員であっても、知識不足の職員がいる中、更に知識不足の非常勤職員ばかりでは、短期間での問題解決は非常に難しいのではないでしょうか。といって、長期間にすれば解決するような状況ではないため、最終的には、十分な調査を行った後、政治的な判断をしていただかないと不利益を被る国民の方を救済することができないではな	オンライン導入後に入ったため、全く認識していませんでした。問題が表面化して、初めて実感したというのが正直なところです。	問題については、進められた取り組みに積極的に取り組みました。また、今行っている仕事でも同じことで、どんなことについても、より国民の立場に立った仕事をしていかなければならないと考え仕事をしています。問題を認識していた段階で、対策を講じていていれば、このような大きな問題にはなっていなかったと思います。このことが最大の反省点ではないでしょうか。
8542	地方庁	その他(社会保険事務所)		専門の部署をつくり、人数を集める。		
8543	地方庁	その他(社会保険事務所)	知っていることはありません。	個人からの情報により記録の判明につながるので、広報に載せる、新聞テレビラジオ等で再度呼びかける。	一連の騒ぎで、とても大きなことだと認識しました。	制度の発足当初から、整んとした事務処理がされていなかったこと、機械化の際の処理に問題があったとおもいます。記録がひとつでも多く判明するように、現在年金相談室に配属さてているのでお客様に思い出していただくよう対応しております。
8544	地方庁	その他(社会保険事務局)	擬重複確認の不明分は今後どうなるのか。	時間の経過とともに本人特定が困難になっていくと思われるので、人員を増やして対応すべき。	この問題を知ったのはマスコミが取り上げたときだが、そもそも基礎年金番号導入時に5年ですべての記録をつなげると庁が言っていたのはなんだったのかといまさらながら思う。	まず、オンラインに厚生年金記録を移す際に、適当な読み方で登録していったためにせっかく機械管理になっても検索ができなかったケースがある。また、いまだに国民年金でもファイル創成が必要なものが多く、なぜもっと早く対応できなかったのかと思う。 なんでも先送りにしたのがまずかったのではないか。
8545	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。新聞等マスコミで知らされることが多い。	記録管理の徹底を前提に、今回のように毎年、ねんきん定期便の形で情報を公開して確認いただく方法が最善と思う。現時点においては、未統合記録の整理に全力を挙げるべき。	マスコミ等で問題になり始めた平成18年か19年頃。納付記録が年金給付に結びつく点で、社会保障制度の根幹を揺るがす大問題と認識している。	この問題については、平成9年の基礎年金番号導入時にきちんとした対応、たとえば、未回答者に対するフォロー等をして未統合記録を整理するべきであったと思う。個人の対応としては、個々の相談者の立場に立って正しい記録になるよう最善を尽くしている。
8546	地方庁	その他(社会保険事務局)	・特に無し	・未整備の記録(番号は払出しているのに記録の登録がない、または紐台帳に記録があるのにコンピューターに登録がないなど)の整備を更にすすめるべきと考える。	・年金記録問題は大変重要な問題であると認識している。 ・入社後しばらくしてから複数以上の年金番号を持つ方が多いことは分かったが、受給手続きの際に整備されるものとその頃は考えていた。	・複数以上の年金番号を持つことが判明し、本人と確定できる場合には統合に必要な事務処理を行っていた。 ・本人と確定できない場合や、年金番号がみつからない場合には調査確認する必要があったが、以前は現在のような定まった手順がなかったように思う。
8547	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし。	地道にお客様の質問及び苦情にお答えし、ご納得、ご理解をしていただくよう 努めなくてはいけないと思っております。	非常に大変な問題認識を持ちました。また、問題が存在することを知ったのは、平成19年頃だったと思います。	一人一人の苦情に対して真剣に対応しようとしました。また、日々、記録問題 について本人に対してご理解を頂くよう努力してきました。 反省としては、テレビ等のマスコミ報道が常に先行し、窓口に苦情が殺到し、 対応に苦慮しました。こちらも、現状及び対策についての早急な説明が足らなかったと思いま
8548	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありませんん		常々ね、年金手帳を紛失したとして再交付を申請する方の多さや第3号被保険者の方の制度理解の低さなどから、年金制度の周知・啓発不足を感じていました。そこに基礎年金番号が導入され将来、このような問題がおきてくるだろうことをおぼろげ気ながら感じていたものが、現実になったと思います。	記録問題が始まる前)から対応させていただくお客様の記録を確認し統合作業をしてきました。これは、どの職員もそうだったと思います。 今回の、記録問題として騒がれたことはある意味良かったと思います。事務所の相談窓口ではおきていた問題でしたが、全国一斉に取り組みが出来なければ、個々の事務所、また県段階では対応しきれない部分が多すぎました。ただ、皆様にとくべつ便・定期便としてお知らせするまでに台帳突合作業や保存記録の復旧作業など済ませた上、お知らせを差し上げられたらと思います。 名寄せ作業・住基ネットとの突合などでお知らせを差し上げることで、「記録が無いと言われたのにどうして今頃・・・無いと言ったのは嘘か。」などと、余計な不信感を持たれてしまっている原因となっていることなどを思うと、お知らせを届けることが急務であることはそのとおりではあります
8549	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	人数と予算を確保し、地道に一件一件解決するしかないと思われます。	平成9年1月の基礎年金導入時の手番回答もれ及び、いくつもの会社を 転々としてその度に手番を払い出しまくった人たちの請求もれのたまったもの。 よもや5000万件のあるとは思ってませんでした。大ごとだと知ったのは、、平成19年頃です。	特別便持参来所者の貴重な証言を参考に期間照会、再裁定を受付、進達をできるだけ速やかに行うよう尽力してきました。 そもそも紙台帳を漢字にしてふりがなを振らなかったことが致命的だったのではないでしょうか。また、被保険者が皆きちんと一つの年金番号を年金請求時まできちんと管理してくれるとゆうようなありえない幻想で記録管理していたのが問題の根幹にあると思います。最初からカタカナで管理し、性悪説に基づくシステムにすべきだったと思います。パソコンがまだなかったのも残念で
8550	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	マンパワーは必要ですが、専門知識のある職員を十分に活用する必要があると思います。	年金記録問題が、社会問題となるまでは、地方庁に働く私は年金記録について適正に管理されていると信じて仕事をしていました。 非常に残念なことです。	国民の年金不安を払拭するために、事務所職員が、私的な時間をつぶして取り組んできました。結果として、年金制度が出来た時点、昭和17年ごろから問題発生するまでの間、特に手作業時代に地方庁から進達した記録の管理のずうさんさが今回の記録問題に直結したと考えています。
8551	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	一般業務と完全に切り離して、場所も別にして、年金記録問題・特別便の処理に対応できる環境をつくる必要があると思います。一般業務と平行して、特別便処理をするのは、効率がよくなく、精度も落ちと思います。	過去の方々が、膨大な記録をきちんと管理できていなかったから起きた問題だと認識していました。 マスコミが取り上げ始めた頃に、年金記録問題が存在することを知りました。	窓口にこられたお客様一人一人に誠意をもって対応すようにしています。 膨大な記録管理に見合った予算が割り当てられず、きちんとした記録管理ができていなかった点と、本人からの届出・、申出主義にしてきた点が、反省点として挙げられると思います。
8552	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	急いで処理を進めるのではなく、時間がかかっても正確な処理をしなければ、今後同じような問題が発生する可能性もあると思います。	年金請求時に加入期間のもれがないか確認をしていたが、基礎年金番号以前は年金手帳の番号を複数持っている場合が多かったので、以前からそのような問題はあったと思います。	現在整備されていない記録について、きちんと整備した上で本人あてに記録の確認を行い統合処理していかなければ、回答後にもれの記録がでてきてしまう可能性があり、何度も本人に確認の連絡をしなければならない等、社会保険事務所の信頼を失うことにもなりかねない。 まずは、データーやシステムの整備を先に行うほうがよかったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8553	地方庁	その他(社会保険事務所)		定期便の回答や被保険者からの照会があったものに対する調査、回答を他の業務より優先的に行うと同時に、手書の中で同氏名、同生年月日の者がいれば、電話、訪問により確認していく。これは今現在でも行っていることですが、時間の効率が悪いと思われる。出来ることなら、民間委託や市区町村との連携で調査していくのが望ましいと思われる。	まず、年金記録問題自体に関しては、5000万件あるという報道があったときに知った。各市区町村ごとに事務所があるわけではないので、事務所から離れている地域へ訪問しようとすると、時間が取られるうえ、訪問先がまったく反対方向であったりするとなお時間がかかり、通常業務においても支障が出てくる。早急に解決しなければならないことはわかっているが、調査に時間がかかるためその時間をいかに作り出すかが問題である。	過去の台帳の記載が曖昧で、読みづらい字で書かれていることで判明しないものがあると思われる。また、全番号のマイクロがないこと、市区町村の台帳が現在ないところもあるので、これらも調査に時間がかかる要因となってしまっている。やはり、市区町村との連携を行っていったほうが良いかと思われる。市区町村によっては、非協力的なところも出てくるのはわかるが、協力要請は行っても良いのではないかと思う。(市区町村の方が訪問するなど)
8554	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	スキルのある人員の配置	準備不足特別便発送時	準備不足のまま特別便等を発送したため、窓口対応、調査に時間がかかり結果、回答、再裁定にも時間がかってしまった
8555	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	現在の画像化やデータベース化を基に突合せを行うことがやはり必要と考えます。 正確、迅速さが求められますが、ある程度時間をかけて間違いの無いものを作り上げる必要があると考えます。	年金請求時にお客様から昔のことなのでよく憶えていないが、勤めたことがあるとの申出から記録を探し出すことは、町の名前や事業所名の遷歴等、地元出身の方の経験が無いとなかなか大変な作業です。 お客様の記憶を頼りの記録探しであることは以前からあったと思います。 ただ、このように多くの方の期間のそのままに残っていたとは思っても見ないことです。 報道があって大きな問題と認識しました。	紙ベースの簿冊の早期マイクロフィルム化をすべきだったと考えます。 窓口での聞き取りに十分な時間をかけ記録と記憶の照合に心がけています。
8556	地方庁	その他(社会保険事務局)		とにかく時間と労力をかけて一件一件の照会に対応していくしかないと考えています。	年金番号を複数持っている人については、勤務するたびに事業所に年金手帳を提出せず、その都度年金番号を払い出している人だと思っていました。 この認識については、基本的には今も変わっていません。 ただ、現在も残っている手書の氏名の読みが、考えられないようなもので登録されているのを見たときには首をひねっていました。 現在指摘されているような問題として認識したのは、記録問題が取り沙汰されるようになってからです。	お客様からの期間照会にはまず「記録がある」という意識で臨み調べるようにしています。 過去からの反省点ということであれば、まず制度自体の問題であると考えます。制度自体の周知もまったくできていなかったと思いますし(今でも3号被保険者の人が「厚生年金に入っている」と仰るのはよくあることです)、その当時、先のことはわからないにしても、当時から氏名のフリガナであるとか、住所であるとか、そういったものを台帳に残すようにしておけばよかったのではないかと思います。
8557	本庁	その他(本庁)	特に無いかと思います	現状においては人員も限られたなかでできることとなれば、今行っている方策以外は難しいとおもいます	年金記録問題に対してはあってはならない事であり、非常に難しい問題だと認識していました。 問題を知ったのは、年金給付課に配属になった平成15年頃だと思います	対応については、お客様の話を聞きながら旧姓や現在の氏名等を自分でできる範囲(氏名索引等)の対応を行っていました。自分では難しい事に関しては、期間照会の提出をしていただいていました。 反省点としては、制度が発足した時点で制度ごとで番号を払い出すということをせずに、一人につき番号を1つだけ持つという制度にすれば、現状のような問題にはならなかったのではないか
8558	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	まず、未統合手番の統合作業をすべて完結し、その後に報酬確認等の作業を行うべき。、同時に進行すると混乱を招くと思われる。	平成15年頃に国民年金課にはじめて在籍したときに、未統合手番が多数存在することを認識した。	窓口等で対応したかたについて、基番以外の手番がないかを確認した。 年金記録問題は、年金記録について定期的に本人に確認作業を行わなかった点が反省点であると思われる。
8559	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	昔の納付した証拠をもっている人のほうが稀だと思うので、疑わしき人はすべて救済するべきだと思う。	記録問題を知ったのは、マスコミで取り上げられてからです。 私が入庁した理由は、年金が国民生活において生涯にわたり非常に重要なものであると感じ、携わっていきたいと思ったからです。それだけに、その根幹を揺るがす絶対にあってはならない大問題が生じたと思いました。	年金記録問題が世間で騒がれてから、休日の年金相談や年金特別便対応など通常業務以外に仕事が増えました。しかし、私はどのお客様に対しても親切丁寧に応対しました。相談窓口だと来所する度に対応する職員が異なるためお客様が一から説明するといった光景がありました。それで、私は自分が応対したお客様には次回も何か不明な点があれば自分を指名するようお願いしました。このことでお互いに年金記録問題について考えさせられることもありましたし、信頼関係も築くことができたと思います。 また、年金給付のスピードを速めること、そして年金記録問題専用のテームをつくったほうが効
8560	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	現在実施している方策でいいと思います。ただし、調査・回答に関しては、データベース等の整備を早く進めることが重要だと思います。	年金記録問題という認識はありませんでした。問題と認識したのは、マスコミ等が騒いだ頃だと思います。	本庁の指示に従って対応しました。 問題点としては、このような問題を問題として認識できなかったこと、そのような視点が欠けていたことが一番の反省点だと思います。
8561	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません		20年2月に任期付職員になり、記録の手伝いをするようになり、知りました。	複数で確認などができれば～と思います。
8562	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に具体的な事例はありません。		職員として厚生年金業務課で(昭和54年以降)、諸変更処理業務(氏名変更・生年月日訂正・記号番号重複取消・手帳再交付など)を行っていた時には、在職中の被保険者からは取得時や算定基礎届けの講習会などでの広報が生かされ、事業所を通じ重複取消(手帳番号の一本化)が多くみうけられたが、喪失後(退職後)の方は、年金請求時で申し立てていただき調査、統合していました。昭和61年の機械化の際「マイクロ」の記録がカセットのままとなり、記録の確認に時間がかかるようになったと記憶しています。 また、平成9年の基礎年金番号設定の際でも「基礎年金番号通知書」とともに送付された「お手持ちの手帳記号番号」を記載し返送するハガキについても 事務所で仕事をしている限り書かれていた方は少なかったとおもわれます。	事務所窓口・出張相談所・電話での対応等自分で出来得ることで、相談者に対し過去加入について聞き取ることしかできませんでした。 現在のように、言っていただくのを待つのではなく、〇〇県の〇〇という事業所に昭和〇〇頃、お勤めではなかったですか？と確認できれば、機械化以降の年金相談の際、厚生年金手帳番号が多く判明したのではとは思われます。
8563	地方庁	その他(社会保険事務局)	該当なし	事務処理において接客を必要とするもの、しないものの明確な区分け、事務処理の明確な基準および処理システムの電子化等で、1案件に対するコスト(時間・人員)のスリム化を図り、総合的なお客様サービスを目指す。 また、問題の再発防止のためリスク管理を徹底する。	組織及び制度の運営に支障をきたす程、お客様の信頼を損ねた由々しき問題と認識していた。 平成16年頃に知った。	組織一部の起こした問題ととらまえず組織全体の問題ということを念頭におき、窓口、電話など接客時においてお客様の声に真摯に対応した。 事務処理においては、普段以上に法令遵守に努めた。 反省点として、コンプライアンスの徹底がされていなかったため、組織の内部統制がとられるのが遅くなり接客対応に姿、事務処理に遅滞が見られた。
8564	地方庁	社会保険事務所課長級以上		窓口対応者から年金記録を確認する者・年金再裁定を担当する者一連の作業を専門的な知識をもった職員が他の業務と切り離して年金記録専門チームを作って対応するのがいいと考えます。	年金記録は、お客様が将来年金を受けるための大切な記録であると認識し、窓口で年金請求を受け付けする場合常に記録に間違いが無いかお客様に確認し、業務処理の場合も年金手帳が重複して発行されることが無いよう事業所をとおして確認しながら業務を行っていたので、報道により5千万件もの統合されていない記録があると知って驚きがっかりしました。	親切丁寧に一生懸命対応しました。 記録を管理するシステムが早い時期に構築されていればよかったと思います。
8565	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	お客様である国民の信頼を得られる組織の実現を目指し、組織改革・意識改革・業務改革をする。(お客様に対する十分な説明、信頼される対応をし、お客様の立場に立った親切丁寧な対応	国民の皆様の信頼を大きく損なってしまった。	お客様に対する十分な説明、信頼される対応をし、お客様の立場に立った 親切丁寧な対応をするよう心がけました。
8566	地方庁	その他(社会保険事務所)			この問題を、知ったのは、マスコミ等で報道されるようになってからです。 そして、当初は、その内容的なこともよくわかりませんでした。	年金制度は社会保障の中心的役割になってきましたし、今後もかわらないと 思います。 これからは、正しい記録の管理・統合によって信頼の回復が必要と考えます。
8567	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録の持ち主の可能性がある方に手紙、文書で接触をはかり聞き取りを行う。ご本人の記憶が定かでない時は当時の状況から総合的に判断する。人員を確保する。	平成9年に基礎年金番号が導入された時、未統合の番号が膨大に有る事を知りました。	電話・窓口での相談時、必ず難歴・旧姓を聞き取り未統合の記録が判明したら基礎年金番号への統合申請書の提出について説明しました。厚生年金の昔の台帳は住所の収録が無く持ち主の特定が難しい事、オンライン化の際必要な人員が確保できなかった事、これまで対策を講じなかった事が挙げられると考えます。
8568	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし。		平成19年。	資格取得受付時の内容確認の徹底。 裁定請求受付時の記録確認の徹底。
8569	地方庁	その他(社会保険事務所)		現時点で判明した年金記録については、できる限り早く支払いができるように組織全体で対応しなければならないが、限界があるのも事実であるから、実態に即して受給者に説明していく必要があると思います。	業務課に在籍中には、基礎年金番号に統合されていない手番があるということについては、認識していました。ただ、未統合の手番がどのくらいあるかということについての認識はなく、今後解決していかなければならない問題であるという認識でした。その後、年金記録問題が報道されるようになったとき、自分が知らなかったさまざまな問題を意識するようになりました。	年金記録問題が報道される以前は、照会があった人のみ対応するといい姿勢だった点については、この問題について積極的に解決しようとする姿勢に欠けていたと思います。自分自身についても、照会があった人についてのみ対応していただけでした。個人情報の問題があるとはいえ、自分も含めてこの事に関して問題意識が薄かったことが一番の問題だと思います。
8570	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特別便、定期便をすべて回答いただくのは難しいため、回答ができていない人をリストアップし、戸別訪問でこちら側から地道に接触していく。	知ったのは給付課に配属になった平成17年4月以降です。当時は手番を統合をする際、年金額に影響がない場合は統合をしていなかった。そうするものだと教わったので特に気にしていなかった。	手番がそのまま放置になり多く残る結果となる。今、振り返ると疑問に思い相談するべきであった。
8571	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	組織一丸となって誠心誠意取り組むこと。 間違いがあったらすぐに報告をすること。 組織全体の風通しをよくすること。	まず、深刻な問題と思いました。 手作業のときの記入間違いや記入もれなどが積み重なって出てきた問題なのかもしれませんが、業務量に対して人手が不足していたかもしれません。 問題が存在するのを知ったのは、マスコミに取り上げられてからです。	被保険者・受給者方に対して誠心誠意対応しようと心掛け実行しました。 事務処理のなかで、ミスがないようにしました。 記録問題以外で来訪されるお客様の分も特別便が提出されていない場合は 提出を促しました。 反省点としては、事務処理のミスをなくして一つ一つ丁寧に処理すること。
8572	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			平成6年当時、他人の記録を統合され、年金受給していることが判明し、記録の訂正と、過払い分の年金の返納金のお願いに受給者宅へ出向いて説明を行ったことがありました。 その方は、昭和60年以前に、期間照会の申し出をしたところ、申し出をした期間と違う期間について回答があり、厚生年金番号の重複取消届けが同封され「提出をしてください」との文書があったため、特に何も考えずに提出したとのことでした。 地方でWMで厚生年金記録を確認できなかった昭和61年以前のほうが年金手帳を複数持っている被保険者が多かったように思います。 中には、健康保険証と同じように考えて、職場が変わるたびに新しい年金手帳を持っている方がいらっしゃいました。 年金手帳を持参され、年金請求をされた際、年金手帳に記入されている年金手帳番号に記録が収録されておらず、業務センターに整備依頼をおこなったり、整備の方法を照会したこともありました。 他人との重複取消、記録の不整備が少なからずあったことは認識していましたが、このように多	当時は、窓口での周知にとどまっていたと思います。 年金手帳を複数持っている被保険者に手帳をなくさないうちに重複取消をしてくださいと指導したり、事業所からの照会等に対し、前職がある場合は、必ず年金加入の有無を確認し、不用意に新しい年金手帳を取得しないように指導しました。 自分が直面したことに対する処理しかおこなわなかったことが、反省点です。 このような事象が氷山の一角であったと気づくべきでした。
8573	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	亡くなっている人もいて、全面解決は難しいと考えます。解決に近づけていくにしろ、人員増は必要。	長年の累積した問題。 問題を知ったのは、マスコミ報道で。	マスコミ報道で知ったのみだったため、特に対応したことはなかった。 意識の低さ。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8574	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。			
8575	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
8576	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません。	未回答者への対応が重要と思います。	18年に年金記録問題が取上げられた時に知りました。	特に年金記録の確認に来所していただいたお客様には、記録の再確認等、これまで以上に判りやすい説明に努め、安心いていただけるように窓口対応に努めました。
8577	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	ご本人様からの得別便の回答では事業所名などあやふやな部分が多すぎる。 時間はかかっても個別に面談していくなど、ご本人様の記憶を呼び戻せるような方法をとるべきと思う。 今は時間に追われ、結局中途半端な確認しかできていないと思う。	年金記録問題と騒がれる前から、厚生年金の氏名検索で出てくる他手番を事業所名が思い出せないとご本人様の記録としないという方法に疑問は持っていた。 平成元年に国民年金係に採用された時、市町村職員の方がご本人様から色々聞き取りをしてくれていたのを覚えている。	当時はご本人様に会社名を教えるなどご法度だった。もう少し、被保険者の方々受給者の方々に歩み寄るべきだったと思う。
8578	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思い当たりません。	毎年定期便が送られることとなったことにより、被保険者自身で記録を確認することとする。	特に認識を持ってはいなかったが、年金裁定が請求行為であり、年金請求時に被保険者の請求に基づきすべての記録が確認できるとの前提があったと思います。	被保険者からの年金請求時には、本人の職歴を漏れの内容聞き取りし、オンライン化前の記録については充分に資格の確認を行う。
8579	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	担当課の垣根を越えて一人一人が年金の知識(特に過去の制度や実態に関ずる知識)を積むこと。 また、そういった古い知識を有する職員の積極的な登用は欠かせないと思われる。	事務所に溢れかえるお客様をみるにつけ、自分の仕事が社会に及ぼす影響力の大きさを再認識した。 新規取得の際に新番号を払い出すことがあったが、それもコンピュータには収録されているものであった。コンピュータにも収録されていないような、また、誰のものかもわからなくなっている記	事務所が溢れかえていた当時は、自分の仕事は二の次で対応にあたった。 浮いた記録が生まれるようなシステムであることがわかっていながら、特別な対応をしてこなかったこと。
8580	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません	1.基礎年金番号および住基番号等と統一化が必要と考えます。 資格取得時に住民票(カナ)の添付を義務とする。 2.学校教育等での年金についての教育が必要と考えます。	1.資格取得時に年金手帳を添付指示するも無くしたと、健康保険証もすぐ発行しなければならず、新規番号を安易に出した時期もあった。 40数年後に職歴や手帳番号が不明な場合は必ずそのような問題はいつでも存在すると考えていた。	1.資格取得時に必ず年金手帳を添付してからでないと、健康保険証を発行しないと考えていたが、住民サービスの観点が健康保険証発行を優先してしまった。 2.国民総背番号制の導入等統一した番号で管理したほうが、このような問題は発生しなかったのではないか考える。
8581	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	被保険者名簿とオンライン記録との確認作業により、記録整備を迅速に行う。	年金記録問題については、テレビ等の報道により知りました。 被保険者名簿は氏名のフリガナの記載がないため、オンライン化の収録時に 正確性に欠ける部分があったのではないかと思われます。	お客様からの照会、申出に迅速に対応するよう心がけました。 基礎年金番号の導入がされた時に、今の「ねんきん特別便」のような形で、 すべてのお客様に加入記録の確認を行うべきだったと思います。
8582	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	現在の処理体制を拡充し、早急に統合等記録整備し、国民の皆様の不安を払拭し、信頼を得られるよう進めていく。	当初の認識としては、記録を散在されている被保険者の方が存在しているとの認識で、年金申請時記録の整備が重要だと考えていた。	窓口や電話での対応時、相談者の話を十分に聞き取りながら記録等の漏れがないか、記録の確認を促し、記録の確認を進めてきた。反省点として年金申請時に記録の整備が対応として不十分だった。また、記録をひとつの番号に整備していく考えが全体に十分とならなかった。
8583	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	自分たちで知り得る情報をお客様に提供することも必要だと思うが、逆にお客様からの協力も必要と思うので、周知を徹底することをしなければならない。	基礎年金番号に統合されていないという問題では、基礎年金番号制度が導入されたときに、基礎年金番号通知書に同封されていたアンケート(番号統合するための処理票)の回答は社会保険庁へ回答するようになっていたので、業務センターで長期にわたり処理を進めていくものだと思っていたため、年金記録問題といわれたところで、こんな大きな問題に発展するとは思っていなかった。 また、年金記録自体が見つからない、本人申し立て期間と相違があるという問題では、私自身が	この年金問題には2つの問題点があり、1点目は基礎年金番号制度導入時に制度に関してのお客様に対しての周知が不足していたこと。2点目はもともとの年金制度発足時(昭和17年)からのチェック体制が整っていなかったこと。
8584	地方庁	その他(社会保険事務所)	他には知りません	台帳等、できる限りの調査を行っていくことが必要だと思います。 ただ、過去の記録管理の状態から、調査にはかなり時間がかかっているので、そのことについても十分ご理解いただくように努力していかなければ、手を抜いていると、また批判されてしまいます。実際とくべつ便がはじまり、こんなにも過去の記録管理に問題が多かったのかと思いましたが、職員の手が追いつかず、もっと効率的に対応できないかと思います。	4、5年くらい前だと思います。 年金の保険料はけして安くはありませんし、それが記録そのものが管理されていないとなれば、信頼をそこねても仕方がないことだと落胆しました。 実際に窓口等でお客様とお話をすると、みなさんかなり記憶はあいまいです。 ただ、記憶があいまいであるからといって、管理側がほうっておくのは無責任ですし、過去の残された資料だけでは限界があると感じました。	一件一件、地道に調査するしかないと思います。 これからさらこういった問題がでないように、事務処理誤りがないように心がけます。過去のシステム上の問題は、若い世代は知らないことも多いので、制度のことだけでなく、これまでの事務処理上のこと、事務所でどういう対応をおこなってきたのかもみんなで学習するべきだと思います。 可能であれば、職場にもっと余裕がほしいです。事務処理をもっとチェックできる体制にしてほしいです。もっと時間をかけたい事案も、通常業務をこなすにはあまりにも人が足りません。たしかに臨時職員さんは増えましたが、職員の負担は増えるばかりです。これを楽をしたいととらえられると、本当につらいです。 本当に一人一人の記録をきちんと確認し、再裁定等を早急に対応したいと考えればそのほうがよいと思います。
8585	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	年金記録問題対応の専門チームで集中的に処理することが望ましいと思います。	年金記録問題のことを知ったのは、マスコミ等で騒がれ始めたころからです。	年金相談窓口担当者として、裁定請求手続きのさい、他に本人と思われる記録がないかどうか必ず確認し、処理しています。基礎年金番号制度ができる前は転職するたびに番号をとったため一人でいくつも番号を持っているかたがいます。転退職の多い方は本人も自分の勤務先を覚えていない場合も多いので記録問題を解決するには時間がかかると思います。
8586	地方庁	社会保険事務所課長級以上	厚年記録発見により、最終記録に4種を持つもの、また障害年金の減額。 厚年記録発見により、加給金不該当となるものの返納金の発生。			
8587	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	お客様が相談窓口で、余裕を持って記録確認をできる環境の整備、人員の増員が必要と思います。 長時間待たされて、いらいらした状態から相談を始めると、なかなか本題に入れずに時間がかかるケースも多いため改善が必要と思います。	記録問題の発生原因は、お客様の記録確認を年金請求時にしっかりとすることができなかったことだと思っております。 私自身が年金相談窓口に配属になった、平成4年頃でも、氏名索引をして別手番を探す手間をかけていなかったことに驚いたことを憶えています。 逆に、氏名索引で発見された記録をお客様に確認して、再裁定を多く進達したら、三重県は再裁定が多いとお叱りを受けたこともありました。	余裕を持って、お客様に対応できる体制作りが必要と思います。 記録問題の専用窓口を設けるだけでは解決にならないと思います。 記録の確認を済ませたら、多くのお客様が、年金給付の相談になります。 ワンストップサービスを目指したくても、人員が足りませんし、少ない記録問題のお客様のために、年金相談をできる職員を配置してしまうと、一般の相談窓口の待ち時間が長くなってしまいます。 記録問題のお客様の待ち時間を短くすることだけでなく、全体の窓口のことを考えて生きたいと
8588	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じません。		平成9年に年金給付業務を担当したときに、複数の手帳番号を持った人や、氏名や生年月日の相違(誤入力もあるが、本人が氏名や生年月日を偽って申請しているケースもある)が存在しているので、必然的に年金記録が漏れる可能性はあるだろうと認識していた。しかし、年金請求時に空白期間については、窓口でひとつひとつ確認するので、このような問題になるとは思っていなかった。	年金の裁定請求時に、可能な限りいろいろな読み方で氏名検索(旧性も)をし、未統合手番がみつかった場合は、本人に連絡し確認をしていた。 現時点で反省点と思われるのは、年金制度創設時から払い出し簿や名簿にフリガナが振られていないということ。フリガナさえ振られていれば、現在のオンラインデータがかなり信用性の高いデータになっていたと思われる。 一番初めに簡単なひと手間を省いたばかりに、多くの人に迷惑をかける結果となったと考える。
8589	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	取り組みべき点は多々あると思いますが、まずは何よりも、国民の皆様の信頼を回復すべく、誠意と責任をもって対応すべきだと思います。	問題の存在を知ったのは、マスコミで報道されるようになってからです。 公官庁として、あってはならない事態だと思いました。 また、古い時代、記録の管理等が適切ではなかった部分もあったということに驚いたとともに、今現場で働く我々が全力で取り組んでいかなければならない問題であると認識しています。	何よりも、お客様のご不安やご不満、疑問に応えることが大切だと感じていたので、第一に、窓口や電話で応対したお客様へ伝わる謝罪と、お話を聞いていただけるような接遇を心がけました。
8590	地方庁	その他(社会保険事務所)				
8591	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。		大きな問題として認識するようになったには、ここ数年でのことです。制度の発足時より、ここ数年までの事項にも及びますが、過去の不始末、不手際にかかる部分の整理の要素も強いと思いました。これまでの行政として、国民に対して開鎖的であった事や、時代背景もあると思いますが、サービス精神がなかった事など、世の中も行政に任せておけば安心だという風潮があった事から何十年にわたって積み重なった、いくつもの問題点がここにきて取り上げられたのだと思い	やはり、お客様に対しては、真実をお伝えする事に心がけました。あいまいな言葉(表現)をしないようにして更なる不信感を抱かせないようにしました。問題の反省点としては、とにかく国民の皆様への情報公開、当然、今、自身の年金記録はもちろんですが、事務所でなにをおこなっているか、どんな制度があるのかなど、広く公開し国民の皆様も責任をもって自己管理をいただき、「そんな制度知らなかった」などの申し出がおきないようにしていく。
8592	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	存じません。	制度に精通した職員を増やすことですが、一から作るのは時間が掛かりすぎますので、現実的にはOB等の活用しかないと思います。もちろん退職者の数をこれ以上増やさない事も必要です。	年金記録問題以前のことであれば、そもそも手番は厚年・国年取得や、裁定請求時等にその都度相手の方に確認していましたが、当時の方法では事業所名を相手に告げられないなどの制約もあり、統合に結びつかないこともありました。 尚、未統合の記録が5千万件等は、マスコミの報道等で初めて知りました。	当時の対応につきましては上記と同じです。 記録問題時点での対応は、県外への窓口支援等です。 反省点としましては、そもそも業務遂行能力につきましては、同じ公務員試験を受けていますので、他官庁の職員と著しい差異があるとは思いません。しかしなが古くから続く、公務員気質的な体質が組織的にあったかもしれません。
8593	地方庁	社会保険事務所課長級以上	「これまで世間一般に知られていない問題」とはどのような事をさしているのか質問が抽象的でよくわかりませんので、私が思う事を書かせていただきます。年金記録については、年金制度そのものの発足時から問題を抱えていたのではないかと思います。私が聞いている話では、戦時中に戦費調達のために制度が始まり、当時は、厚生省ではなく蔵察で保険料を徴収したとの事です。当時給付の事をどれだけ意識していたのか疑問に思います。古い名簿を見ますと被保険者の氏名が漢字の記載のみで運筆なのか、大変読みにくく将来給付に結び付けようとしていたのか本当に疑問に思いました。また、当時の加入資格についても性別、職種により異なっておりー般お方が理解できにくいものだと思います。さらに古い紙ベースの記録が、機械化されず年金記録問題が取りざたされるまで放置されていた事を、私たち末端のものはまったく知らされず、上	制度発足時からの問題点を、世間一般の方々にも知っていただき今の社会保険事務所の職員だけが悪いという風評を改めていただく事により事務処理がスムースに運ぶようにしていただくこと。少しでも多くの人員を動員し作業に宛てる事。解決不可能な記録についてはあきらめる事だと思います。	年金手帳(年金番号)を複数持っている方が多数存在し、基礎年金番号に統合していない番号が多数存在しているだろうという事、年金請求の時点において当人の記録だろうと受付の側で感じていても、本人が会社名等を自発的に言わないと記録統合させないようにという社会保険庁の指導により、給付に結びついていない記録があることは認識していたが、年金特別便の処理等に携わり、機械化されていない記録がこんなにも存在していたのだという事を知りました。	私に出来る事は、来訪したお客様の記録を、1件1件根気よく探し出し給付に結び付けてあげる事しかできませんでした。年金記録の管理について指揮監督する当時の厚生省、社会保険庁の運営の問題、年金制度を複雑にしてしまった、政府(政治家)に反省してもらいたい。
8594	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金加入記録の判明により年金が減額になるケースがありますが、年金請求時に容易に確認できたのではないかと思われるものもあります。(あくまでも推測です。)	加入記録の洗い直しにより再裁定をすることになりますが、「なぜ今になって」とおっしゃられるケースもあり、対応に苦慮しております。	WMに収録されている情報等により加入期間の有無を概ね判断していましたが、旧台帳の記録など、そもそもWMからでは容易に判断できないものが数多くあり、問題があると思いました。 平成19年度に年金受給者に記録確認のため戸別訪問をしていた際、ある方は「該当の厚生年金記録は年金請求を行った当時、調査を依頼して「該当なし」という回答を得たもので、あきらめていた」とおっしゃっていました。	当時の厚生年金加入期間調査はどのように行われていたのか、疑念が生じました。旧台帳の存在等は私は深く認識していなかったのですが、どこにどのような情報があり、どのような方法で調査をするべきなのかという共通認識が、これまで欠けていたのではないかと思います。
8595	地方庁	その他(社会保険事務所)				

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8596	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	現状のように地道に突合していくしかないと思う。	過去の記録管理方法の問題と認識していた。問題の存在は報道等により知った。	過去の問題点を背負わされるのは不本意ではあったが、現在まで続く記録であるため、誠実に対応すべきと考えた。 現時点で考えれば、資格取得の際に、氏名・生年月日・住所を公的な証明書により確認をすべきであったと思う。
8597	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知りません。		平成3年に社会保険庁へ入庁しましたが、すでにオンライン化されていたので、すべての年金記録はWMに入っていると思っており、紙台帳からWMに移されていない記録が存在していたとは、年金記録問題が発生するまで、知りませんでした。 平成9年に基礎年金番号制度が導入されましたが、その後、年金記録問題が発生し、約5千万件の記録が未登録のまま残っていることを知り大変驚きました。	年金記録問題の対応については、お客様の立場に立ち、一件一件地道に記録を確認し統合処理をしていくしかないと思います。 お客様の大事な年金記録を責任を持って管理し、大切に扱うといった意識が低かったと思います。
8598	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	納付記録の永久保存的なシステムを開発する。	転職した際の年金手帳の紛失再交付による記録のバラ月。あるいわ手作業時代の台帳への誤記入。また機械化されたあとの誤入力と入力後の確認の甘さがあったと思う。年金記録問題を知ったのは平成6年の2月頃と記憶しています。	被保険者の言い分を良く聞き誠実に対応しようとした。とにかく事業所または被保険者から提出された記録に関する書類等を細心の注意をもって正確に処理することが必要だと考えている。
8599	地方庁	その他(社会保険事務所)	まだオンライン上で確認がとれない、もしくは確認をするために特殊な知識を必要とする記録が存在している。	オンラインで確認できるようにデータの収納をしていく。	個人の年金記録が確認できなくなっている。そのために年金を受給できなくなっている人がいるとの認識でした。時期としては、平成19年頃だったと思います。	当時の担当部署が年金の担当部署ではなかったので、対応は記録管理部門の手伝い程度でした。反省点としては、国民の財産として年金記録を管理する意識に乏しかったことではないかと
8600	地方庁	その他(社会保険事務所)	マスコミの「社会保険庁が悪い」の一言で、社会保険事務所の職員が悪いようにとらえられている。紙台帳からオンラインに切り替えるとき、スケジュールの確認、進捗の確認、きちんと内容が移行しているかの相互確認等しなければならないことがあったはず。当時のスタッフ、上司、長官、大臣の責任である。また、当時大きなイベントとなったと思われるため、スケジュールだけが進み、実態・内容がついていっていなかったと思われる。当時のトップに、進捗状況を言える職員がいなかったのか、又、わかってて後で追いつけばよいと後回しにしたのかはわからないが、お粗末極まりない。 こういった状況を知らされていない現場では、毎日窓口・電話で怒鳴られた。一人ひとりの職員の頑張りで乗り越えてきた。現場を雨風にさらし、責任を取らない中央は、駄目だしをしなければならない。 早急に、責任について対応することが必要ではないか。 22年1月から民営化になるが、表紙が変わるだけであり、すべての責任問題や記録の確認が終わってからでも遅くない。責任逃れである。 個人情報を重視しているが、民営化になるとこれからどんどん流出していく。国民が知ったら、大きな問題である。 民営化になったら、外国の年金と戦うことになる。保険料が安くて、高い給付をうたわれたら、そ	表面を変えるだけの職場の民営化を中止し、記録の内容の確認を充分尽くす。ただ、一定の解決が出来た時点で、終了することも必要。 必要以上に長引いたり、必要以上に税金を使うことになる。窓口でも、税金の無駄遣いについての指摘はある。土曜日、日曜日開庁についても、費用対効果を問われることがある。	年金記録問題は、①紙台帳からの切り替えが出来ていないこと②基礎年金番号に統合されていないデータがあること③本来の年金がもらえずなくなる方がいること④逆に年金が減り、本来の年金に戻るが本人に理解されないこと⑤タレントとか議員の記録を勝手にみたこと等あげればきりが無い。 ①については、早急に対応すべき②は平成9年から基礎年金番号通知書にはがきをつけ、他に番号があれば出してもらうよう、また、過去記録の整備としても行なってきた。しかし、返事が少ないため、また、年金に関心が無いためすすまなかった。5000万件宙にういたというが、もともと手帳を何冊ももったままで、そのままにしてきたこと、会社へ就職するたび年金手帳の交付をしたこと等により起こったまで。年金請求時に確認統合は出来る。特に騒ぐ必要は無い。③と④については、悲しくもあり、粘り強く説得をすることもある。⑤自分としては、人の記録を見ても面白くもなんとも無い。むしろ、国家議員のくせに知らなかったの一言で保険料を未納していたほうが悪いと思う。よくそれで、白々しく議員バッジをつけていられるものだ。その報復のために、組織を民間に変えようとしても、本質は変わらない。また、160兆の積立金を市場に出すことも隠している。 マスコミも面白おかしく、報道するから、いろいろな記録の問題が「社会保険庁が悪い」の一言で片付けられている。分析して報道すべき。また本庁もマスコミへ出て、間違いを指摘すべきだっ
8601	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	記録統合により年金額が減額になる方について、遡及による返納をさせず、今後の分のみ年金額の改定を行う。	年金記録確認方法が変更されたが、以前の方法では統合が難しいケースはあったと思う。 未統合記録が5000万件あることについては、新聞報道等と同時期と思う。	お客様に対して、記録に結びつくよう対応をする。また、お客様が、手軽に年金記録を確認できる方法が必要と思われる。
8602	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくにはありません。	現在進めている作業をきっちり仕上げていく。	年金制度にとって大切なものとして考えていました。 テレビ等で報道されたころ。	年金制度が難しくて国民にわかりにくい。 お客様からの問い合わせに耳を傾け答えていくようにこころがけ対応している。 年金制度はよい制度なのでもっと国民にテレビ等を使いお知らせをしていくことが必要だったのではないでしょうか。
8603	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくにありません	早期解決のため多くの人数で集中的にするしかないです。	裁定請求時にかいけつできるものと考えていました。年金受給者のもれをしつたのは、ここ数年前です。	一人ずつ統合していくしかないと思いました。裁定時に他の番号の候補をより把握しやすいシステムが必要です。
8604	地方庁	その他(社会保険事務局)	昔の厚生年金(手番)の記録が、ウィンドマシン上に反映されていないものがある。番号検索をすると画面は表示されるが、肝心の記録が見えない。(カセットがオープンになっていない)	全てのカセットをすぐにでもオープンにするべき。	正直、記録の管理がこんなに杜撰だとは思ってもみなかった。ウィンドマシンで検索できる記録が全てと思っていた。 実態がこんなひどい状態であることは、マスコミなどで取り上げられるまでは全く知らなかった。	正常な状態に戻すごとに微力ながらも協力していくしかないと考えた。 情報は末端まで伝えて、全職員が情報を共有していないことが、一番の原因である。また、情報の共有をしていないだけではなく、末端の意見が反映されない体質にも問題がある。
8605	本庁	その他(本庁)		豊富な年金知識を有する職員が多数退職していったあるいはこれから退職するという時点で取り返しのつかないマイナスだと思います。	問題が持ち上がったときにはこれほど大規模なものだとは思いませんでした。受給者の記録についてあれほどの漏れがあるとは予想外でした。	来年以降の勤務場所として日本年金機構を第一希望として働いてきましたが、採用されませんでしたので、発言するつもりはありません。土日も自主出勤して全力は尽くしましたが。
8606	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	なし	・紙媒体管理からの移行に伴うミス ・紙媒体管理時代の作業・点検が不正確だったため発生した問題 (手作業による管理を適正に行うための十分な体制ができていなかった) ・故意におこなったものではない ・期間調査業務に携わった際に、単純な誤りを発見することがあった (平成15年頃) ・標準報酬の改定は、滞納事業所の状況と深く関わっており、単純に徴収率UPのために・・・との考えから発生したものではない	・記録の登録誤りについては、発見した時点で訂正 ・紙からオンラインへの移行時に徹底的に見直しを行うべきであった
8607	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	早期確認及び早期処理	新聞等報道により	年金手帳(厚生年金被保険者証)の大切さへの周知不足により被保険者等意識の希薄さから紛失していること。
8608	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	お客様から照会いただいたものについて迅速に回答をする。 ひとつひとつ誠実に対応し信頼回復につなげる。	過去においての記録管理の仕方、機械管理移行時における作業、チェックの甘さ等からなった記録誤り。	(7)で挙げた点を心がけた。 記録管理に対する認識の甘さ。
8609	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	過去の記録をきちんと調べ確認することと、長期間の記録管理をしているという意識を一人ひとりがきちんと持つことだと思います。	いつ頃かははっきりと覚えていませんが、国民年金担当時に国民年金の台帳が全員分マイクロ化されていないと教えられました。後に確認することもあるのに全員分ないのは問題になるのではないかと思いました。	台帳、過去の納付リスト等の保管が適切でなかったことに問題があると思います。 また、記録を確認する方法が氏名からの検索だけでなく、生年月日からの検索も出来るようにするなどのシステムを改善するべきだと思います。
8610	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	時間がかかっても、正確に突合作業を行い、最後までやり抜くことが必要だと思います。いままでそれをしなかった(オンライン化当初にやるべきだった)責任を最後まで果たすこと考えます。	年金は、長期間にわたる正確な管理が重要であると思っていましたので、慎重に処理するされるべきと考えてました。このようなことになるとは思ってもみませんでした。	一番の反省点は、職員の意識だと思います。社保庁が年金機構に変わるように、職員全員の意識が変わることが反省であり希望でもあります。
8611	地方庁	その他(社会保険事務所)		期間調査実務を行う事務処理体制の充実。	国民の皆様に不信・不安を抱かせてしまい、年金制度を運営していく立場として、早期に解決しないといけない問題と認識している。 年金記録管理において、問題があると認識したのは、宙に浮いた約5,000万件の手帳記録が存在すると世間に知らされた頃。	一日でも早い年金記録の確認・整備を行わないといけないとの認識のもと、自分が出来る最大限の努力をしようとした。 年金問題が起こった反省点としては、過去の年金記録において、ご本人のみの記録をもとに確認していた点が不十分であった点。
8612	地方庁	その他(社会保険事務局)		紙台帳とWMの記録を十分な時間をかけて一から突合していくしかないと思う。短期間でやると不十分な確認作業になってしまい、また数年後そのときの 確認作業が不十分だったのでまた同じような年金記録問題が再発し何度も同じことの繰り返しになる思う。	採用されて4年後に業務課に配属されて実際に個人年金記録に携わる業務についてから。WMの記録に氏名、生年月日の入っていない記録が多数あり 登録していかなくては今後問題になると思っていた。	WMで検索かけただけでは不安であったため、本人から十分過去の加入記録を聴取していくように心がけていた。
8613	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	今最も確実に着手できることは、現在の年金記録を徹底整備していく事だと思います。人々の記憶がまだ鮮明なうちに、記録に相違が生じないよう、事業主の方と密接に連絡を取り合い、保険者、事業主、被保険者三者一致を目指すことが、将来の年金記録問題を減少させることに繋がるのではないでしょうか。	単純に当時の職員さんの職務ミスだと思っていました。 年金問題について知ったのは、平成19年頃…マスコミ等で騒がれ始めてからです。	電話対応など、失礼のないよう、言葉使いや対応に細心の注意を払うよう、努力しています。 この問題についての反省点としては、過去の年金記録に関して、当時の保存状態や保存媒体、記憶など、どうしても追跡調査に限界があるように見受けられます。相談で窓口に来られる方の言い分と、実際の勤務形態に誤差があったり、また、それを証明できる給料明細等を保管されている方は少なく、対応される職員さんの苦労を感じるので、いかに過去の記録を正確に提示できるかが今後の課題だと思いました。
8614	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録に関する調査の徹底と、年金に関する一般の認識を高めるための広報活動。	年金問題の存在を知ったのは在籍前のテレビ報道。 従来の記録管理の方法と年金制度の周知不足による一般の年金に対する関心、認識の低さによって起こった問題であると認識している。	年金について一般の関心、認識を高めるような周知、教育を行う必要があった。
8615	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	とにかく、被保険者、受給者、また、私たち職員にとって、不利なことでも、今の時点でわかっている膿を出し切るようにすることが大切だと思います。今までの隠蔽体質が、このような結果を生んだことが考えられるため、職員が、今与えられた仕事を正直に、真摯に行うことが必要だと思います。また、時間を要する再裁定については、事務所においても、年金記録に長けている職員を配置するなど、(本来ならばすべての職員ができるべきだということを前提にしていますが、)それでもできるだけ知識の豊富な職員(経験年数の豊富な職員)を再裁定担当とするべきではないでしょうか。それでないと、また、後になって様々な問題が出てきそうな気がします。再裁定担当職員を頻繁に異動で変えるのもどうかと思います。そこでやっとできた流れがストップしかねません。再裁定担当者が変わるたびに、人事担当者(管理者)は、記録問題を早く解決しなければという意識を本当に持っているのだろうか？と疑問に思います。とにかく、今は、内部の人間(私たち)が多少無理をしてでも、いかに正確に早く、お客様の満足を引き出すか、を考えるべきだと思	私は、育児休業をとらせていただいていたのですが、その間だったと思います。浮いた500万件、という見出しが新聞に出ていたのを覚えています。	私が職場に復帰した場合、申し訳ないですが、とにかく職場の仕事になれるよう、足を引っ張ることの無いようにということを念頭において仕事をさせてもらいました。しかし今は、できるだけ可能な範囲でお客様が必要な情報をわかりやすくご説明できるよう努めています。記録問題に直接かかわりの無いお客様であっても、新聞等の報道で社会保険庁について悪い印象を持っている方が、もし、私の応対によって少しでも満足を図れるのであればその印象は少しずつでも変わってくると思うからです。(もちろん、その逆もありえますが。)やはり、この問題にいたった原因として考えられるのは、してもしなくても変わらない(評価等)ということではないでしょうか。なので、職員のモチベーションをあげ、常にスキルアップできるような環境を作ってい必要があると思います。研修、試験等、多用して人材を育てるような職場になるべきだと思います。
8616	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じません。	年金記録の回復にあっては、紙台帳とオンライン記録を突合するだけの人員は配置はされていないように思いますので、それに変わるシステムを構築するべきではないかと思います。オンラインで宙に浮いた年金記録が閲覧できて自分の年金記録である記録をオンラインで申立ができるようになれば、被保険者への利便性も高まるのではないかと思います。	年金記録が宙に浮いていることを認識してはおりましたが、それが大きく報道がされて情報が広く公開されるようになって、自分が考えていたよりも底が深い問題であると認識を改めました。	できる限り多くの方に年金記録を回復しようと努めました。反省点としては、問題意識が自分も含めて希薄であったことと考えています。この問題が大きく取り上げられるまでは、宙に浮いている年金記録について、こちらから積極的に解決に取り組む問題とまでは考えていなかったように思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8617	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	すでに発生しているものについては、特に思いつかない。今後、新たに発生しないようにしていくしかない。 先日、逮捕された市橋容疑者を雇用していた会社のように、ろくに身分確認をしない会社は他にもあると思われ、資格取得届チェックの際に、相当な年齢であるにもかかわらず、基礎年金番号が無く、新規付番されることが現在でもあり、また、「疑重複」調査票を送付しても全く対応しない(回答を出さない)者も おり、事業主、被保険者(国民)の理解と協力が必要である。そのための、周知、広報活動は継続して行う必要があると考える。	まず、設問の文章が日本語としておかしいです。 問題が存在することを知ったのは、マスコミにより取り上げられてからです。	一連の報道により、年金とくべつ便の相談出張に相当な回数行きましたが、その際には誠意を持って対応しました。また、現在は、資格取得届処理時に「疑重複」が生じた際には、調査票送付の前に、電話聴取を試みている。(調査票送付しても、回答しない者が多いため) 年金記録問題がここまで大きくなってきたのは、「国として」年金行政を軽んじてきたのがもっとも大きいと思います。自分が就職する前に大学の就職準備説明会において、社会保険職場がかつて「劣悪な労働環境」であったとの説明を受けておりました。また、実際に就労してからは、先輩達から、自殺者、過労死した者が多数いたことなども聞いております。その結果、強固な労働組合が結成され、それがいつしか発言力を持ちすぎたというのは認めざるを得ないでしょう。 しかし、社会保険職場がかつて置かれていた過酷な環境について報道がされることは無く、もっぱら、職員の怠慢のせいにされたのは納得しかねます。 自分個人としては精一杯やってきたつもりであります。 最も反省すべきは年金行政を軽んじ、十分な人的措置を行ってこなかった「日本という国」であると考えます。
8618	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。	平成19年頃にマスコミ等で報道されだしましたが、それ以前から年金請求等の相談窓口で基礎年金番号に統合されていない記録が存在することは有りました。ただし、平成9年に基礎年金番号が導入されているので、それほど多いとは思っていませんでした。	年金相談等では、今まで以上に期間確認を慎重に行い、1件でも記録漏れ該当者を減らそうと努力していました。以前からすべての相談においてこの意識をもっていれば、少なくとも基礎年金番号導入後の記録は今よりも整備されていたと思います。
8619	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	年金は、国民にとって、老後や障害を負った時など、生活を支える大切な役割を担っている。その記録が、狂ってしまっているのは、国民に大変なご迷惑をかけてしまっているので、まずは、職員一人一人がそのことを意識し、国民の立場に立ち、一日でも早く国民が安心して年金制度を理解し、生活ができるように、日々の仕事に一生懸命に従事していくことが最も大切なことではないかと思います。	私は、平成16年採用なので、ちょうど採用の時辺りで国民年金の未納の問題から、年金記録の問題、個人情報の問題等、たくさんの問題が浮き彫りになってきました。 初めのうちは、あまりよくわからないことが多かったのですが、日が経つにつれて 国民の信頼を失ってきている、とても大事で一日でも早く対応が必要であることを認識しました。	採用から、4年間業務課に配属されておりましたが、ミスのないよう正確な処理をするように心がけていました。 いい加減な処理をしようとして業務を行っていた職員は、ほとんどいないと思います。 しかし、少しの誤りが積み重なってこのような問題が起こったのではないかと思います。正確な処理をすることを心がけるように意識を、もっと強く持っていればよかったのではないかと思いま
8620	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に、ありません。	基礎年金番号を附番する際の疑重複などは、照会等で対応する現在のやり方でも良いと思いますが、新たな問題が発生しないように、安易に新番を取らないで回答の督促をする等の細やかな対応が必要かと思います。 年金は将来に亘って関るものであることのPRも必要ではないでしょうか？	年金は将来給付されるために、自己の記録も曖昧になりますので、被保険者の方にとっては記録は大切なものと認識しております。 時期は、TVや新聞などで報道されてからです。	問7にも記載しましたが、年金番号を複数附番することのないように上司のご指導をいただきながら、慎重に確認等にに勤めるように努力いたしました。
8621	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		任用職員として採用されるまでは、自分が年金を受給するまでには記録の整備も終わっているだろうという気持ちでした。 実際に携わってみるとその数の多さに驚きました。 特にお年寄りの方は，死活問題でもあり記録漏れから無年金者もいらしたようです。 また、単純な事務処理ミスで別人の記録となっている方も多いように思います。	相談に来所された方が，特別便等の記録を確認されたということでも、再度氏名索引(読みの違いなどで)を行い、できる限り記録の漏れがないかをチェックするように心がけた。 再裁定に関する処理は、複雑な処理であるにもかかわらず、それに対応する人数が足りないと思います。
8622	地方庁	社会保険事務所課長級以上	事業所が従業員に無断で社会保険事務所に対し従業員の報酬を下げ手届出をしたり、社会保険の適用要件を満たした従業員に対し、資格喪失を勧めていたケースがあるのではないか。 社会保険庁に現在でも、オンライン入力されていない手のつけられない紙台帳があるのではないか。(推測)	現在でも社会保険の加入は自由であり、喪失も自由にできると考えている事業主がいる、このような事業主に対して、社会保険の制度を周知を徹底させる。 集中的に年金記録問題に取り組み1件でも多くの記録を被保険者の記録に結びつけられるよう対応していく。	年金記録問題は、年金番号をたくさん払い出すことにより、発生した問題である、責任の所在は社会保険事務所の徹底した年金番号記録管理ができていなかった事や、被保険者の年金手帳の管理不足によるものだと考える。 年金記録問題を知った時期は、この2～3年の間である。	今までは、被保険者の記録管理を被保険者主体にまかせており、受身の行政であったため、年金記録問題が起こったと考えられる、今後求められる、対応としては、被保険者の記録管理は、年金事務所が主体となり、積極的に取り組み特に今後2年間は、集中的に年金記録問題を解決していかなければいけないと考えられる。
8623	地方庁	その他(社会保険事務局)	私が採用された昭和62年4月にはすでに社会保険オンラインシステムが稼動しており、基礎年金制度も施行されておりました。その後健康保険業務課に異動となったのですが、厚生年金加入には本人の住所の届の必要がなかったため、年金手帳を添付していない事業所からの資格取得届については、その都度新規に厚生年金手番を払いだしておりました。たしかオンラインシステム業務取扱要領にも「本人と特定できない場合は新規に番号を払い出すこと」となっていたとおもわれます。そのため、厚生年金の加入届の処理の際年金手帳の添付がない方については、事業主も記号番号欄は空欄で提出しておりましたし、WM上では同一氏名同一生年月日の人がいますとのメッセージが出ておりましたが、上司等より職歴確認までする必要なく新規に払いだしてOKとのことであったため、同一人がいくつもの厚生年金手番を有するようになった。 その他偽名や、うその生年月日で入社しているものもあり、同一人でも手帳をいくつも持っていたケースもあった。	現時点では、本人がいつ頃どこの事業所につとめていたかを申し出てもらうしか方法はないものと思われる。手帳の現物を持っている方もいらっしゃるので、そのすべてを社保事務所に持参して登録処理を行う等の方法もある。	こんなに厚生年金手番を新規に払い出していいものかとの疑問はあった。またすでに基礎年金制度が始まっていたのに、制度ごとに番号がちがうのはおかしいのではないかと思っていた。縦割り行政の中の更に縦割り制度と感じた。そのような問題を深く考えだした時期は健康保険業務課に替わった平成5年ころです。	新規に厚生年金番号を乱発すべきでは無いと上司と相談しました。職歴を確認したうえで事業所に連絡して本人に確認すべきものとして取り扱うべきではないかと相談しましたが、上司は、本人が年金請求時に職歴をもうしたてて、そのときに重複取消処理をすればいいとのことでした。 現時点でみた場合の反省点はまず第一に基礎年金制度ができた昭和61年4月の時点で基礎年金番号をなぜ導入しなかったのかが一番の原因と考えられる。次に新規手番払い出しの際は、やはり本人に職歴を確認したうえで処理すべきものであったと反省しております。
8624	地方庁	社会保険事務所長	知らない。	とにかく年金に詳しい人員を増やし対処するしかないと考える。 例えば、OBの方々に今まで以上に積極的に呼びかける等。	国民の皆様方の生活権に関わる重要な問題と認識している。 お一人で幾つもの年金番号を持っている人がおられることは、入所(昭和50年)した時に知りましたが、クローズアップしたのは、芸能人等の記録の視き見問題からだと思う。	日々の進捗管理に努め、早期処理を進めた。 特別便について、一斉に発送されたため、事務処理能力を超える回答が出され、現場ではその対応のために平常業務に支障がでたのと、相談窓口にお客様があふれパニック状態の日々が続いた。
8625	地方庁	その他(社会保険事務局)	(職員であれば誰でも知っていることであろうが、)厚生年金保険、船員保険共に、業務センターで管理されている旧台帳(被保険者台帳)に関してはかんぜんん解決の方向に向かっているとはお世辞にも言えない。 具体的には、厚生年金保険では旧台帳索出照会処理(いわゆるカセットオープン処理)や船員保険では仮年金番号等の未解消は、今後年金記録問題を解決していく上では重大な課題であり、国民の方々にも知っておいてもらいたい(というより知らせるべき)問題である。	(非常に抽象的な内容だが…) 最近は年金問題そのものの解決ではなく、お客様から提出いただいたねんきん特別便の処理を完了することに重点を置かれ、何の解決にも向かっていないような気がしてならない。 今一度、目指すべき正しい方向を向き、本来解決しなければならない問題の解決に向け、組織が一丸となって取り組む必要がある。	(誰に責任を押し付けるというつもりはないが…)記録調査のとき、頻繁に昔の被保険者名簿や原票を見る機会があるが、それらを見ると少なくとも当時、本当に年金をお支払いするつもりで名簿等を管理していたのか、と疑問に思ってならない。これにより、年金記録の管理のずさんなところを改めて実感した。 また、昔に限らず、最近までに聞しても、職員の認識そのものの少なさ(無さ)を感じてならないし、自分自身も100%の認識があったかどうかは、恥ずかしくもそうではなかったと思う。	職員全員が年金記録問題に対し同レベルの認識を持つ必要があると思う。最近まで自分が在籍していた社保事務所において感じたことであるが、各課ごと(職員ごと)の年金記録問題に対する認識の差があまりにも大きすぎるのを感じた。(それによりがっかりもしたし、怒りさえ覚えた。) 確かに、年金記録に直接携わっていないと、なかなか実感がわかないのもわからないでもない。 しかし、それを通り越して、自分は関係ないというような態度、言動をされると、それはいくらなんでもないだろうと思う。 まずは、事務処理レベルのいろいろな問題点は職員誰もがわかっているのだから、(7)でも述べたとおり、職員全員が同じ方向を向いていかなければならないと思う。
8626	本庁	その他(本庁)	世間一般報道以外には特に認識しておりません。	(6)の問題が無いため回答を省略	年金記録問題は内部統制を含め、組織全体としての作業工程の1つ1つのチェック体制及び作業責任がやや欠如していたのではと感じます。 私は1年前に社会保険業務センターに入庁してきた為、記録問題に関して 知ったのもマスコミの報道の時期です。	・各種業務マニュアルの整備 ・チェックルールの共有化 ・内部統制の徹底 ・ペーパー管理から電子媒体管理への移行による お客様情報管理及び共有化 ・徹底したリスクアセスメントの実施
8627	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	一刻でも早い解決のための取り組みがされていますが、丁寧、確実な調査をしなければ解決にはならないと思います。 厚生年金期間調査は地域、管轄ならではの調査方法や糸口があります。 管轄外規制解除、全国事業所名簿検索システムにより利便な反面煩雑にならないか懸念しています。	社会保険は公的年金を担う制度にもかかわらず、年金記録の管理が不十分でずさんであったことは責任重大であり恥ずかしいことと認識しています。 平成19年頃です。	年金記録の管理は、記録を正確に作成し保管することです。使命感と責任感をもって業務にあたりました。 一刻でも早い解決を心がけますが、丁寧・正確を第一に取りくんでいくことが新たな問題をおこさないことだと思います。
8628	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。		平成11年に年金給付課で採用された時から基礎年金番号に統合されていない手番があることは知っていましたが、制度改正による経過的なものだと認識していました。ただ、厚生年金の手番についてはフリガナ相違が多く、特に沖縄の方が本土で就労した場合、聞きなれない名前のせいか驚くようなフリガナもあって、窓口でフリガナをふらなかったのか、入力時の誤りなのか不思議でした。	窓口での相談対応時や年金審査の際には必ず氏名検索を行い、複数のフリガナがある場合にはどちらも試す等手番の検索に努め、本人が申し出ていない記録についても、外に勤めた事がなかったか、時期や地域を限定しながら記憶を呼び起こしてもらい、確認がとれたら基礎年金番号に統合し記録の整備を行ってきました。また、逆に本人から申出があった場合には氏名検索のほか、事業所名からも検索を行い、(8)の回答でもあったように様々なフリガナが想定されることから、フリガナや生年月日についても柔軟な発想で幅を拡げて検索しました。 当時から裁定請求書には履歴記入欄がありましたが、記入してくる人は少なかったし、窓口で記入頂くのも時間を要することから、実際にはWMから打ち出した年金加入記録を請求者の方にご覧いただき確認をとる形をとっていました。もっと早くから今のように事前に本人あて年金加入記録を送付してご自宅でゆっくりご覧頂いた方が本人も落ち着いて確認できて良かったと思いま
8629	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	厚生年金記録画面(021－1)のカセットになっている記録については、全て入力をし確認できるようすれば、もっと早く記録確認ができると思います。	年金請求時に過去の記録を確認のうえ年金給付額が決定されていると思っていたので特に問題とは感じていなかった。 2年前です。	問題点としては、(7)で書いたとおり021-1画面でのカセットになている記録について、もっと早くカセット記録を画面反映していれば確認が早く取れたのではないかと思います。
8630	地方庁	その他(社会保険事務所)	今は、名前、生年月日、住所まで登録して個人を特定できるが名前、生年月日だけでは、特定できず。なおかつ、死亡している人もいるので、すべての記録は到底判明しない。	知識をもった人を集めた専門課チームを作ること。	手帳交付で、次々新規で、交付をしているとき、別の番号が確実にあるのだが、口頭及び住所不一致などで本人確認できなく交付していた。年金請求時に、記録の統合すればいいと思っていたが、いざそのときには、手帳がない、会社名を思い出せない、登録している名前、生年月日などとの相違などがあり、多くの時間を費やした。	新規に厚生年金番号を発行すべきでは無いと上司と相談しました。職歴を確認したうえで事業所に連絡して本人に確認すべきものとして取り扱うべきではないかと相談しましたが、上司は、本人が年金請求時に職歴をもうしたてて、そのときに重複取消処理をすればいいとのことでした。 現時点でみた場合の反省点はまず第一に基礎年金制度ができた昭和61年4月の時点で基礎年金番号をなぜ導入しなかったのかが一番の原因と考えられる。次に新規手番払い出しの際は、やはり本人に職歴を確認したうえで処理すべきものであったと反省しております。
8631	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	地道ではありますが、一件、一件お客様目線で親身に対応し、また、この仕事の先にはお客様の生活がかかっていることを重々承知し、対応していくことだと思う。	私が入社した頃から(約11年前)、基礎年金番号にまだ統合されていない番号があると知っていたが、年金請求時や、窓口対応時に確認すればいいと教えられていた。 5,000万件の年金記録問題については、報道で初めて知ったが、これだけの数があるとは思わなかった。	国年課の個別訪問やテレマの際、事前に記録を確認し、本人の記録と思われる場合は積極的に確認していた。 年金記録問題については、これまでの社会保険庁はモラルが低く、お役所仕事だったと思う。 また、基礎年金番号導入時に積極的に統合を進めなかったからもあると思う。(しかし、本人からの申し出、確認がないと統合できず困難な面もあったのでは。) しかし、年金記録問題を機に職員の意識も変わり、使命感、責任感も強なり、組織一体となって問題に立ち向かできるようになったと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8632	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にわかりません	少しでも記録をさがせればいいとおもいます		
8633	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	年金記録については、間違いだらけというイメージが国民全体に広がっているので、なぜこのようなことが起きたのか、現在の年金記録の保管状況はどうなのか、また、年金制度についてもっと詳しく広報していくことが必要だと思います。 特に学生には、年金教育を充実させていく必要があると思います。 あとは、地道に記録照会の回答を正確にしていくことだと思います。	平成9年の基礎年金番号の制度ができるまでは、本人が手帳をもっていない場合、資格取得をするたびに新しい番号で手帳を取り急ぎ交付していくとされていました。 その時には、2重に手帳番号が払い出されている場合、重複取消の説明をすれば良しとされていましたので特に問題があるとは意識していませんでしたが、まれに「10冊くらいもっているけど」という相談を受けた場合には、事故(本人の記憶が無くなってしまった場合等)があった場合は大丈夫だろうかと感じたことがありました。	(8)の問題については、もちろんその場合にはなるべく早く統合の手続きをしてくださいと説明をしましたが強制はできないので歯痒く感じていました。 しかし、そのことがいわゆる「宙に浮いた年金」などの問題を招いてしまったことは今となれば、なぜ感じていることを提言できなかったのか反省しなくてはならないことだったと思います。
8634	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	・窓口では、経緯や今後の年金受取額などを丁寧に説明し、お客様にご理解いただく。窓口での対応次第で、お客様の感情はかなり変わると思われる。 ・過去の手番、共済の記録すべての記録が窓口装置で確認できると、対応が早くなるので、システム整備を望みます。 ・年金受給漏れの問題となった合算対象期間の確認において、必要書類を届けたら窓口装置に反映されるようにしてほしい。(原戸籍確認による前の夫とのカラ期間やパスポート提出による海外在住期間、学生期間など)→これらの確認は手間がかかるので、一度しっかりと確認したら、二度目以降は窓口装置で簡単に確認できるようにしたい。できれば法整備も含めて登録できるようにしてほしい。	私はH18年から非常勤として働いていたが、その働く前に新聞報道などで知った程度。 年金相談を受けるうちに、年金手帳にスタンプがあるにもかかわらず、記録に反映されていない人がけっこういたので、昔の国年記録については、問題がありそうだと感じていた。	お客様の支払記録については、現存の受給権の元となる資料であるため、永久保存すべき。 窓口では、正直に経緯をしっかり説明することが必要。
8635	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	広報、インターネット等により特別便、定期便を更に周知し、回答をいただくお願いをしたり、市町村、事業主、社労士等の協力により身近なところの相談を強化し、迅速かつ計画的に解明を進める必要があると思います。	年金制度は国民生活に直結する重要な役割を果たすため、国民の関心が 非常に高いにも関わらず、国民の皆様に多大なご心配をおかけし、信頼を損なってしまい、制度の根幹を揺るがす深刻かつ重大な問題であると考えております。	現状を真摯に受け止め、お客様への誠実な対応、正確な情報提供を心がけ、今ある問題を早急に解決し、国民の皆様の信頼を取り戻せるよう取り組んでおります。
8636	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知りません	特に知らないので、方策等はありません。	年金の裁定時に調べることから、いずれ解消されると思っていました。 存在を知ったのは平成元年頃だったと思います。	裁定時にしっかりと調べるようにする。 全国的に問題を共有していなかったことから、県や地域により対応がまちまちであったと思う。とにかく問題の共有が必要だったと思います。
8637	地方庁	その他(社会保険事務局)		本庁・地方全職員が全力で取り組むしかない。温度差を感じるときがあり、意識を変えなければいけない職員がまだまだいると思う。解決に向けては、全職員のスキルを一定以上に引き上げていかなければ作業効率は上がらないと思う。	大きな問題であるとは認識していた。記録問題についてマスコミ等が取り上げ始める前に。	窓口相談対応時を含め本人と接触した際に確認をとり、記録の統合などに努めた。個人でできることといえば、ひとつひとつ確実に対応していくことだと思う。 反省すべき点は、記録の管理がずさんであったこと、また国と被保険者が定期的に確認をし合える方法を取っていなかったことからこのような問題が発生したのだと思う。
8638	地方庁	その他(社会保険事務局)			社会保険庁の最重要課題。 報道されてから。	記録問題にかかる事務所への、休日出勤等の支援要請積極的に行った。 誤りが起こりうることを前提としたリスク管理が必要だった。
8639	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません。	ひとつの記録について本人照会・突合作業を地道に重ねていくしかないと思う。	私が勤務していた当初は、本人に記録の確認をするときに、他人の記録と間違えないように、本人から会社名等具体的にでないと統合してはならないと指導されていました。その為、本人が忘れてしまっている浮いた記録が多数存在したのだと思います。そのため、こういう話題が表面化して大問題になったということをいつ頃から知っていたのかは、ニュース等で2，3年前としか答えられませんが、勤務していた者がうすうす感じてはいた問題だと思います。	先にも回答したようにひとつの記録について本人照会・突合作業を地道に重ねていくしかないと思う。正確に行わないと、また、新たな批判を浴びかねないことを考えれば、いつまでに完了する等できるかわからないことを約束するより重要だと思う。
8640	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	ねんきん特別便・定期便の調査・回答を早期に行う。	年金制度に対する信頼を失ったことが問題と考える。 年金記録に間違い・もれがある人だけでなく、そうでない人まで本当に正しいかどうかという不安をあたえたこと。 「5000万件の宙に浮いた年金」という表現が「消えた・消された年金」という表現に変わった頃か	記録問題に対する電話・来訪による相談に親切・丁寧に対応しようとした。 年金制度の周知・加入者が制度の理解を深める取り組みに力を入れる必要があったと考える。
8641	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	一件一件誠実に対応していかなければならないと思います。	人為的なミス、また、国民年金制度は生命保険とは違うので、年金制度の広報・周知の問題と窓口対応で痛感しました。 平成18年8月の調査受付のスタート時。	国民年金と生命保険を混同され、加入の遡及についてよく質問をうけましたが、制度について詳しく説明をし、また、年金手帳の記載から本人の記憶と一致していく等一件一件ごとに対応をしていきました。 住所変更に伴う引継ぎの人為的なミス(台帳) ⇒これは、手管理であった部分もあり限界があったのかとも考えられますが、年に2回は一斉に引き継ぎがなされているのかチェックをすべきだったのではと思います。 年金手帳の印紙欄の切り離ししていないミス ⇒これも人為的ミスもありますが、中には本人が転居の際、年金手帳を再作成してしまうとどうしようもない部分もあります。そして、後から年金手帳が見つかってもそのまま保管しておく。単なる切り離しミスは誤りですが、再作成にかかる部分については、被保険者の個々の意識の問題にもかかわると思います。
8642	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	まず、被保険者、年金受給権者から寄せられたご回答について、着実に調査していくこと。	基礎年金番号制度を導入し、年金記録管理の精度を高めていく中での問題。	黙々と着実に対応していくこと。
8643	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		平成11年頃から年金給付課に在籍していたとき、基礎年金番号になっていない手帳の番号があることを知りました。 しかし、その当時は、年金請求時に氏名検索によりWMで照射されるものについては本人に確認したり、期間照会で調査してから裁定していました。ですから、これほど多くの受給者に手帳番号が残っており、確認されないままになっていたことに正直大変驚きました。 5000万件もあるとは思っていなかったので、それがわかってから「大変大きな問題になる」とその時思いました。	窓口に他の用事で来所されたお客様でも、記録を確認していき、納得して安心してもらえるよう、一つ一つ地道に親身になって対応しようとしました。 このような問題に発展してしまったのは、一つの番号を一生使用し、老後の年金につなげるという意識が社会全体として職員は当然ですが、強いては被保険者や事業所にも薄かったからではないかと思います。 一番は年金業務に携わる職員の玄情な仕事内容や意識の薄さだったとは思いますが、自分の加入期間をしっかりと確認するのが60歳の時というのが記録があいまいになった一つの原因だと思います。 年金制度は大変複雑でわかりにくいので、若いうちから年金についての知識を教育の中で学
8644	地方庁	社会保険事務所課長級以上			当初は、基礎年金番号に切り替える際、統合していない手帳記号番号が未登録になったままの記録が多数あり、年金受給手続きの際に、解消できるので大きな問題ではないと認識していたが、年金記録問題の報道により、紙台帳の記録がオンライン記録に正しく反映されていないことを知り、大変な問題として認識を改めた。	少しでも早く正しい記録がオンライン記録に反映できるよう対応した。 すべての紙台帳等の記録を確認できる書類等をすべて保管しておくべきで、かつ、ねんきん特別便みたいな本人確認できるものをもっと早くから発出すべきだったと思う。
8645	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に心あたりがありません。	本庁・地方庁の職員・臨時職員を含めて、全員で取り組む事が急務だと思われます。	未統合の手番がこんなにも存在するのかと正直驚きました。既に年金を受給している人でも、年金請求時に自分自身の年金記録を確認しなかったのか？また裁定請求時に事務所の職員も確認をしていなかったのか？私自身が入庁する以前にどのように業務をされていたのか、驚きを感じました。	このような問題が発生している現状、記録不明となっている分についても、早急に解明すべきであると思われます。記録問題解消に向けて、窓口対応に強化しました。
8646	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	計画的にじっくり時間をかけて取り組むべき。急ぎすぎると正しい記録が誤った記録と化すのではという不安がある。急ぐべきなのは百も承知。記録整備、再裁定にとても時間を要しており、一生懸命にやっていてもなかなかお客様に納得はしてもらえない。現在、事務所も定員を割っているのも事実。まず人を増やすべき。	長い時間をかけて慣習化されてきた不適正事務処理が、ここへきて明らさまになり、なぜもっと早くに皆が気づかなかったのだろうという思いと、今まで自分たちの年金記録に何の関心ももたず、人任せにしてきた人達が感心を持つきっかけになったのではという思いと、自分たちの仕事の重みを改めて感じ、見直しをしなければという思いと、国にとって国民にとってよいきっかけになったのは事実。 とてつもなく、大きな問題に直面したと思っている。 特別便の話が浮上した頃に知ったかと。	懸命に相談、まずお客様の話に耳を傾けた。 皆が人任せにしていたこと、職場に有利な誤った事務処理の慣例化、これらについて見直しがなされなかったことが反省すべき点に思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8647	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	「国民年金被保険者台帳を更新した際に、昭和46年以前の期間については1200方式で表示をしたことから、昭和46年以前に年度内で9ヶ月納付3ヶ月未納のような場合で、その未納期間が不明であるときは納付期間を年度のはじめの期間につめて、未納期間1～3月というような表示をしている。」と昭和52年頃に先輩から聞き及んでいる。	1、更新前の旧台帳があるものは、旧台帳から確認して補正する。 2、旧台帳の無いものは、当時そのような取扱いをしていた旨を職員に周知しておき、なんらかの調査を行う場合の参考とする。	1、年金手帳を何冊も持っている方が少なからず存在していたことから、社会保険庁の記録が全て完全なものではないと思っていた。 例:厚生年金から国民年金に移行する日について、離職票をもとに市町村で国民年金の資格取得日を確認することになっているが(いつの時点で徴底されたか不明)国民年金の資格取得日の訂正が少なからずあった。 2、昭和52年採用当時	1、手作業時代にあってはある程度やむを得ないものと認識し、正しい記録が判明したときに訂正するしかないと考えていた。また、被保険者本人の申し出が誤っていたことが原因であるので、責任は本人にあると考えていた。 いろいろな経験を積むなかで、厚生年金保険の裏失年月日については、事業主及び被保険者本人の認識不足等も原因のひとつであり、広報等もできるだけ行ったが(私自身が広報担当も経験)年金制度を理解していただくには力不足であった。 2、年金制度について、広く周知をする必要がある。
8648	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。		当該担当課でなかったため、そんな問題が発生しているとは思っていなかった。出向先から戻り現場復帰した、平成18年4月以降のテレビ・新聞等のマスコミ報道により年金記録問題が存在することを知った。	担当課でなかったため、年金記録の問題として認識はなく対応はなかった。現時点でみれば、収納率を上げることが至上命令となっていたので、担当課長はプレッシャーになっていたと思う。ただ、業務処理を行えば、必ず決裁に回すことになるから、担当課長一人の権限でできるものではない。また、担当課の課長会議が年に何回かはあったはずであるから、組織を束ねる長が知らないはずはないと思っている。上からの命令には逆らうことはできない組織となってしまっていたこと。法令遵守という意識に欠けていたことが大きな反省点として挙げられる。
8649	地方庁	社会保険事務所課長級以上	自分が知っている限りでは思い当たらない。		基礎年金番号以外のいわゆる手番について、持ち主の特定を年金請求時まで先延ばしにしてきた問題であり、認識したのは基礎年金番号付番以降。	期間照会のため窓口に来所されたお客様に対しては、勤務された事業所等についてあきらめずに思い出していただいた。基番の付番時にあらゆる努力をしながら、社会保険庁あるいは国家的な取組として順次統合を進めるべきであったと思う。
8650	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし		年金記録は漏れが多いが必ず請求の時に最終確認をして請求をしていただくので漏れはほとんどないと教えられてきました。問題として認識したのはマスコミ報道で知りました。	その当時年金給付課に在籍していたので名前、生年月日での検索、読み方を変更して検索したり、名前だけで検索したり、最終お客様との意思疎通をはかり納得していただいた後、年金の請求をしていただくようにした。そのときには必ず、請求後でもまたあとあと仕事に行っていたことを思い出した場合はいつでも相談にきてくださいねと申し添えました。 現在はすべてコンピューター化され、基礎年金番号により一人一番号で管理されていますのでこのようなことはおこりにくいとは思いますが、年金番号を払い出す際は念入りに生年月日、名前の漢字、振り仮名などを確認していくようにすればいいかと思います。 昭和時代の問題を何故現役のわたしたちが反省をし、バッシングを受けないといけないのかはそもそも疑問ではあります。
8651	地方庁	その他(社会保険事務所)	市町村保管台帳の記録とマイクロの記録が一致していないこと 納付変換の誤りや納付記録もれ・遡付もれなど、初歩的な業務ミスが多いこと 本人確認として行われる090が徹底されずに裁定あるいは再裁定が行われていること		社労士資格を目指し始めた平成16年当時から法改正もあり関心があったが、実際に入職して実務に携わるようになってからことの深刻さを実感した。 年金記録問題は、ここ最近起こった問題でなく、過去長年にわたって年金記録を大切に扱ってこなかった組織の姿勢と今後の取り組み方が問われる大問題であると認識している。	自分の置かれた立場と役割を考えると、現在自分にできる範囲のことを誠意をもって行うこと意外にないと思っている。 民間的にいうならば、年金記録は唯一の商品でありこの商品の品質の向上とサービスの維持・商品を大切に扱うという
8652	地方庁	その他(社会保険事務所)		今までに行ったことのない業務を行うことや、自己勉強にて知識を高めること、また、今までの知識を知っている人から、知識を伝達することが必要と考えます。	受給者分にかかる記録が此処まで複雑になっているとは知らなかったが、本庁でしか開けられず、開かずの記録と聞いたことのあるカセット記録があると言うのは、平成16.7年辺りであったと思う。	自分が知らなかった知識を勉強することについて諸資料を読み勉強を行った。 反省点は、当時の処理時点にて向き合って来ていなかった事だと思います。
8653	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません	本人の勤務歴を確認を求めていく以外にないと思います。	年金請求において、代理人による請求手続きもあり、本人から職歴を聴取、整備できないものもあったのではと思っていた。	申し出の記録について徹底調査を行っていく。年金制度に対する個人、事業所単位の制度周知が中心であり全国規模で周知が不足していたと思う。
8654	地方庁	その他(社会保険事務所)	知られていない問題は、現在知っている限りではありません。	カセットオープンのしていない記録の整備。 払出調査で判明した記録の訂正。黄色便を送付しても、必ずしも来所されたお客様が黄色便を持参されているわけではないので、整備がされていないと、未統合記録が残っていたとしても、お客様の話がなければ気づかないままになってしまうと思われる。	かけてきた年金の全てを受給できていないのは、大変問題のあることであり、受給者の年齢を考えれば、一刻も早い解決が必要であり、何よりも優先的に取り組まなければならないものと考えてきました。 裁定請求時に記録の確認をして、未統合記録については、その方の記録は全て統合されているものとずっと思っていました。 全ての記録を統合しきれないで受給している方がいることは、年金記録問題が発生してから知り	社会保険庁組織全体としての責任であることは間違いなく、一刻も早く正しい年金の受給をしていただけるよう、誠意をもって対応してきたつもりです。 現在被保険者の方々には、複数の年金番号をもつことの無いよう、加入時に年金番号を確認することが大切であると考えます。 また、入力誤りが多く、未統合記録になっていることが多いので、処理結果の確認が大変重要であると考えています。
8655	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	統台帳と社会保険オンラインシステム上の記録の突合せなど。	そういう問題があるとはっきり認識したのは平成19年頃です。	年金記録の取扱いの重要性の認識が不足していたと思います。
8656	地方庁	その他(社会保険事務局)	報道されている以外の問題については、特にありません。	ひとつひとつ記録を調べていくしかないと思います。 個々の職員の年金記録に対しての取り扱いの重要性についての認識を上げていかなければいけないと考えます。	制度自体の信頼を損なう問題と認識しています。 制度そのものが、被保険者の方々からの信頼があってこそ、保険料を納付していただけるものだと認識しておりますが、今回の問題においては、その信頼を根底から崩してしまったものであると思います。 問題を知ったのは2.3年前ぐらいです。	実際の対応については、職務を休職させていただいておりましたので、具体的な対応については特にタッチしておりません。 今後、その問題に対応するにあたって、記録の取り扱い、処理の正確性等をこれまで以上に慎重に業務に取り組む考えです。 また、制度が失った信頼を少しでも回復できる様に、自分も微力かもしれませんがその一翼を担っていきたいと思います。 問題の反省点については、これまでの個々の職員の、記録に対する重要性についての認識が足りなかったことがあげられると思います。 また、業務に対しての人員不足もあるのではないかと考えます。
8657	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	ありません	オンライン化したデータミスや不備が多いことが明らかになり、ずさんな管理が指摘され、さらに厚生年金記録問題も出て国民の厳しい批判にさらされた。平成17年国民年金推進員に採用される頃でメディアで頻繁に報道されていた。	社会保険庁が推進してきた「自ら変わります、社会保険庁を変えます」の改革リスタートプランを踏襲し、お客様第一の精神で、わかりやすい説明で納得して頂くまで一人ひとりに対応しています。事務処理はすべて自分の印鑑を押印し責任を持つ様努力しています。職員一人一人が仕事に責任を持つ体制つくりが必要と思います。
8658	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし		年金記録問題発覚後の採用です。新聞等で知りました。	厚生年金の補正をしており、日常業務とともに特別便等の補正を間違いのないよう処理してきました。年金記録問題発生前の、お客様の記録に繋がる浮き手番や名簿等の調査不足が反省点と思われます。
8659	地方庁	その他(社会保険事務所)	オンラインシステムに載ってない記録がたくさんある。	一刻も早く業務センターでカセットオープンすること。(各事務所に名簿があってもその記録が脱退一時金を受けているかどうかは、カセットを開かないとわからないため)	氏名索引して出てきた記録がすべてだと思っていたため、オンラインに載っていない記録が多数あるとわかったのは、年金給付を担当した頃、記録問題が浮上する直前くらいの時期でした。	本人から申し出があった記録はすべて、管轄社会保険事務所に期間照会をするようにしました。現在記録調査を行っているなかで、カセットオープンしていない記録が多数存在しているため、調査にも無駄に時間を要している状況です。所属長、事務局にも再三要請してきました。一気には手をつけられない状況にあるのかもしれませんが。過去に喪失した記録をオンラインシステムに載せていなかったのが反省すべき点だと考えます。
8660	地方庁	その他(社会保険事務所)	第3号被保険者について、現在は、扶養年月日が厚生年金喪失日と同日になっており、第3号被保険者期間となっているが、以前の扶養認定年月日は、受付日であったため、厚生年金喪失後第1号被保険者期間となり未納になっているか、または、未加入期間となっているケースがある。いろいろなケースが考えられるが、短期間(6月未満ぐらい)は、控除対象者配偶者として配偶者の控除対象としてあがっているのではないかと思われる。	第3号被保険者が、短期間(6月未満)の厚生年金に加入後の未納または未加入期間の者へ通知を出し、届け(申し出)があった者に対して第3号被保険者期間として記録の補正を行う。	年金問題については、管理があまかったと思いました。また、年金手帳番号を1人で何個も持っている人がいたが、転職するたびに払い出されていたりしていたため被保険者にもっと年金手帳の重要性を周知してもらう必要があったと思う。これだけの情報を統台帳で管理することは本当に難しかったと思う。 統台帳から機械化となり、入力誤りが多々あったことについては、報道があった時に知った。	自分の事のように、被保険者の立場となり探しました。平成9年1月、基礎年金番号ができた時に特別便をもっと早く取り出かるべきだったと思う。また、端末にはいっているものは間違いないと思っていたので、、その当時もっと詳しく調べないといけなかったと反省しました。
8661	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	わかりません。	報道がされたときにはじめてしりました。社会問題になると感じたと同時に、皆様のい	相談窓口なので、お客様に対し記録に誤りがないか確認を徹底しています。 反省点は年金記録に対してのサービスがもっとはやく行われていればと思いました。
8662	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。		コンピューターに収録されていない記録があると発表されたときなど、非常に大変な問題だと思いました。 マスコミ報道で知りました。	正しい記録へ整備するために、自分ができることは最大限対応しようと思いました。 その時々でチェック機能が働いていなかった点が挙げられると思います。
8663	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に新しいことについて知ることはありません。	国民の皆さんが、年金について理解を深め、関心をもっていただくことが、一番重要なことと思います。そのために教育が必要です。義務教育の段階から、授業の中に取り入れていくことが、まず必要なことだと考えます。	国会の中で審議され、マスコミに大きく報道されるまでこれまでこれほど重大なことだとは、認識できていなかったというのが正直な思いです。	お客様の声を謙虚に伺い、誠実に対応するよう心がけ増した。資格照会、第三者委員会の申し出受付等、窓口に出て対応いたしました。またその問題解決に向け、お客様の立場に立ち、業務を行いました。 お客様の中には、それまで年金に対し、無関心な方もおられ、広報の重要なことを、痛感しました。年金に対しもっと関心を持っていただく、特に一生の問題ですので、若い方にも関心を持っていただくようにしていかなければと、考えます。
8664	地方庁	その他(社会保険事務所)			>>年金記録問題をどのような問題と認識 統台帳での管理のため、今より管理も甘かっただろうし 請求もれや手番の重複払出、 少数ではあるが偽名、生年月日詐称など、 いろいろなことが重なり積もり積もったのが現状ではないかと思うが 機械上で確認できなかった記録が大量にあるとは知らなかった >>問題が存在することを知ったのはいつ頃 請求もれ(機械上確認できる)の記録があることは以前より知っていたが これほど大きい年金記録に問題があることを知ったのは、問題が公になってから知った	>>どのように対応 1つでも多く、早く片付けれるようにしている >>どのような点が反省点 その時代では防ぎようがなかったところもある こちらでは防げなかったところもある 起こりえることではあるが とりかかりが遅すぎる ほんの一部の人だけ知っていて 事務所職員は知らなかった人が多いということも 問題を大きくする原因の1つだったのでは？？
8665	地方庁	その他(社会保険事務所)		全ての旧台帳記録について早期にカセットを解除し、加入記録の整備をすること。	将来の年金受給の基礎となる記録である。	機械化された当初に事故リストの未処理や、基礎年金番号導入時に旧台帳の解除などを徐々に行っていれば、ここまで大きな問題ではなかったと思う。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)、(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8666	地方庁	その他(社会保険事務所)	知られていない問題といいますか、年金を取り扱う職員をはじめ、お客様も含め制度的な問題、意識の問題を考えないと敢えて言いますと同じ状況がまた起きかねないと思います。職員の不適正な処理は問題外ですが、年金加入者一人一人も年金制度の理解、関心を持っていただく必要があると思います。ただし、これも個人個人の責任だけでなく、国として周知徹底が不足しているのは確かだと思います。教育現場で年金制度を詳しく教えている状況もなく、日々年金について身近に感じる状況になく受給年齢を迎えたときにいろいろ問題が表面化する状況にあると思います。基礎年金番号がスタートして何年も経過していますが、その基礎年金番号ですら、転職等した場合に重複取得可能ですし、氏名、生年月日が微妙に違う場合にも重複可能です。このような状況では、年金問題の一つとして残っていくと思います。当然国民背番号制についてもいろいろ課題がありすぐにはスタート出来ないと思いますが。この基本的な部分を本当は解決しなくてはいけないのではないでしょうか。そうでなければ、年金請求時にお客様の記憶に頼らざるを得	重面している問題・記録については、慎重にかつ迅速に対応しなくてはいけないと思います。急いだために間違った処理が行われることが一番避けなくてはいけません。予算の関係もありますので、難しい部分もありますが、記録統合を推し進めるためには、同じものと言われ不評されようが、通知等で何度となく確認をお願いすることで対応するしかないと思います。本人の記録は、本人にしか分からないのですから。 (6)でも記入しましたが、教育により年金制度の周知徹底が今後必要と思われます。メディア等で報道されている間は個人個人関心事と捉えていますが、関心がなくなるのが怖いです。それを保持するには教育により意識改革が必要と思います。	年金給付の関係業務に携わった経験がなく分からない部分がありますが、適用業務に携わった経験からいいますと、ある程度の年齢の方の資格取得が出てきても新規で年金番号が払い出される状況(事業所からの届出で新規)を目にし、事業所での確認不足もあるのかなとも当時思いました。中には職歴を知られたくなく新規で申請もあったかも知れません。ただ当時は、年金請求時に一つの番号に統合されれば問題なしと思う部分があったかもしれません。請求時の昔の記憶は鮮明かとの問題も今の問題の一部に潜んでると思います。恥ずかしいですが、このような年金問題が報道されここ数年で制度の問題を含め考えるようになったのが本当のところでした。	疑重複の年金番号については、後回しにせず、その都度処理していく必要があるやに思います。そういう部分からやっていかないといけないと思います。それは、職員・お客様全体で努力していく必要があります。国としては、年金制度の必要性等を広報し関心を持ち続けさせるようにしなくてはいけない。 いろいろ記入しましたが、最後はやはり意識改革だと思います。
8667	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	即効薬はないので1件1件しっかり対応していかなければならないと思います。これまでのように本人の可能性が高い年金記録はお知らせをして特定し、確実に解決していかなければならないと思います。	年金記録問題とされる件数が多いこともあり、たいへん重大な問題であると認識しました。早く解決していかなければならないと思います。この問題を知ったのは報道で言われだした頃です。	特別便等の対応をしっかりやっていくことで1件1件確実に問題解決していかなければならないと思いました。また、この問題についてはもっと早い段階で記録統合に向けてやっていかなければならなかったのではないかと思いました。
8668	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	庁でもっている旧台とかを、依頼ではなく全部あけてほしい。	年金記録については、年金請求の際に調査していたので、報道された件数とかを見て数の膨大さに正直びっくりしました。新人のころ、記録の不整合の年金番号の調査を事故リストで、補正していましたがいつからかなくなりました。資格照会を担当しているとき、旧台の記録がマイクロカセットに残されたままになっているのが多数あり、依頼をかけないと開かないので、眠っている記録は、少なからずあると思っていました。	記録の調査について、なるべく早く回答できるよう取り組みましたが、通常の業務も膨大であり、思うようにはなりませんでした。処理する体制が整わないまま、問題が一気に押し寄せて職場が混乱したり、退職者が増えたりと現場の労働条件が悪化しました。大きなテーマをとりくむには、体制をきちんとすることが、大事ではないかと考えます。 昔の記録のことですので、一朝一夕には、片付かないと思いますが、知識と知恵のある人を活用することが必要です。マニュアルだけでは無理とおもいます。
8669	地方庁	その他(社会保険事務所)			本来ならば、あってはならない問題。勤務以前、ニュースなどで知った。	本来あってはならない問題だが、起こってしまっているので電話での応対時に記録漏れのありそうな方には記録の調査を出して頂く事を勧める。あくまで現状からみた反省点だけれども、年金記録に関しては当初から基礎年金番号一つで管理出来ていれば、と思います。
8670	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録回復の判断基準の緩和	報道されていた時期と同時期	問題があるのに長年放置し続けたこと
8671	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	出先の社会保険事務所の現場は日々多数の来訪者や電話対応に加え職員の定員減も重なり年金記録の統合作業が迅速に進まない状況にある。 このことからも集約事務センター等に専門チームを立ち上げ集中的に統合作業ができる体制を構築する必要に思う。	年金記録問題については日々の業務に追われ認識不足だった。 問題が存在することを知ったのは未統合の記録が約5000万件あるといわれた頃だと思う。	現在も行われている年金記録統合作業は、土日も含めて全所体制で対応しているが通常の窓口業務をこなしながらの作業では処理能力にに限界を感じる。 早期に専門のプロジェクトチームの体制づくりが必要だったと思う。
8672	地方庁	その他(社会保険事務所)		みんなが同じだけできるようにすればいいとおもいます。 それが無理なら流れ作業的に･･･。	紙管理から機械化になったことにより、いろいろ不具合がでたこと、国民の年金への意識・関心が昔はうすかったのだろうと思います。それに甘えて社保庁の管理もずさんだったのだと思います。 記録問題を知ったのは、国民の皆様と同じくらいです。自分の職場が、このような状態なことにがっかりしました。	自分がわからなければ説明することもできないので制度の勉強。(複雑な制度なので、お客様にたいしてわかりやすくかつ的確に説明するため。) 職員の記録管理についての意識の甘さが反省点だと思います。 あと、国民の皆様にたいしての年金制度への関心をこのような形でしかよせられなかった政府にたいしても反省すべき点はあるとおもいます。
8673	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	大変な作業になると思いますが、可能な限り年金記録を正しいものに訂正する必要があると思います。	件数の多さに驚き、誤った届出がなされているケースもあり全ての訂正は困難だと思いました。 また、知ったのは公表により知りました。	訂正可能分については出来る限り完了させなくてはいけない、との思いで対応しました。 当然のことではありますが、処理誤りの無い様正確に事務処理を行うことが必要であると思いま
8674	地方庁	その他(社会保険事務所)	他には知らないです。	職員の人数が足らないでOB雇用をしていただくと処理件数が増えると思います。	紙台帳時代のずさんな記録管理及び年金制度への認識不足だと思います。 記録問題発覚時です。	窓口での聞き取りを十分に行い、説明不足がないようにつとめました。 紙台帳時代のずさんな記録管理。
8675	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	可能な限り番号の持ち主を特定することが必要であると思います。	年金の記録が適正に管理されていない重大な問題であると認識していました。 報道により存在を知りました。	台帳調査などの記録確認作業を慎重に行いました。 年金記録管理の重要性を認識し、適正な管理を行う必要があったと思います。
8676	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	全職員団結して早期解決を試みる。	新聞やテレビで知った。	日常の業務と調整しながらの対応になってくるので、困難が生じる。
8677	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にない。	記録訂正する基準を明確に示して、 システムでなるべく一括更新するような対策を取り、 コストを減らしかつ迅速に解決していく。 一括更新できない部分を職員全員で取り組んでいく。 知識がなくても行える業務は外注していく。	システム移行の際の不備。 平成19年前後。	データ管理について知識を持つ職員が少なかった。 被保険者に対して年金記録の提供が不十分だった。
8678	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金給付課に勤務した時がもう既に特別便が発送され、来庁者で事務所がパンク状態の時でした(平成19年2月)。役所の仕事で絶対ミスなど無いと確信はしていたものの昔の手書きの記録で読み方、個人の確認の方法も今ほどしていなかったからありえることかもしれないと考えました。これがどのくらいの人達に影響がでているのだろうかと予想もついてはいませんでした。	実際職場での仕事は再裁定の処理のみと電話対応をしていました。記録とは関係無くただ怒りだけの電話、苦情が当然多く寄せられひたすら平罪に陳謝させていただきましたが、あまりの多さに小さい事務所での対応にも全職員の方が無休で対処しておりました。場所も限られ人も限られた中での対応が来ているお客様にイラダチがつのり「こんなふうだから社会保険事務所は･･」と言う声があがりました。各事務所にもっと応援体制を強化していただきたかったと思います。 (正規職員の方の応援)。 今と違い当時の記録は手書きであり、癖のある字で記入されカナがふってなければ間違った読み方で登録され、本人確認も念入りではなかったという事。各届出を受け入れる役所側ばかり
8679	地方庁	社会保険事務所課長級以上		現在の対策を続けていくことしかないと思います。	個別の問題として認識しておりここまで大規模な問題であるとは思っていませんでした。年金記録問題がクローズアップされて知りました。	適正な事務処理を行っていればこのような問題はなかったと思います。後回しにしてきたように思えるため、このようなことがなきよう事務処理を迅速に進めていくことが必要と思われます。
8680	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ございません。	現場においては、どなたのものか不明な年金手帳記号番号がどのくらい存在しているのか全体像が見えず、五月雨的にお客様に出される年金加入記録のお知らせに対して回答されてくる回答票の処理に翻弄され達成感の欠如が否めません。 年金機構になるにあたって記録問題が全体として現在どのような状況になっているかを各職員に再認識させ目標を示し小さなことでも達成感を得られるようにすることが大切と考えます。 また、人的措置に関しては複雑な年金制度、システムや事務処理の変遷などがわからない者を何人登用しても進捗の速度は速まらないと考えられるので高齢でも退職した者などを強制的に登用し解決に当たらせることが必要です。	現場においてはオンラインに登録されている年金記録が絶対のものと確信をして事務処理やお客様への説明を行っていました。また、毎日の事務処理に関しても点検を怠らず適正に処理を行っていました。そのなかで年金問題がとりざたされて、大変困惑しました。	平常の業務も多忙の中、年金記録問題で来訪されるお客様、電話でご照会されるお客様へ親身になって対応し、記録の調査・回答を行ってきました。恫喝や苦情の声も多く、反面お礼を言われる場面もあり、大切なことを行っているという認識で進めています。 問題点としては特別便、定期便、各種年金加入記録のお知らせ等様々なお知らせがお客様のお手元に郵送されておりますが、まず、書類の内容が理解出来ない方が多く見受けられ、また共済記録や厚生年金の事業所名が掲載されてないなど社会保険側の記録が整備されていない中での見切り発車で行われていたため大変な混乱を招いていました。現在進められている定期便、年金加入記録のお知らせに関しても一度社会保険側の記録を内部で整備してから改めてお客様に通知を差し上げたほうがよいと考えます。 現場の職員は親切丁寧に対応しておりますが根本的な通知がだらしなければ不信感を煽るだけ
8681	地方庁	その他(社会保険事務所)	よくわかりません。	記録調査課の人数を増やすこと。 専門知識のある者を配属すること。	短期間で解決するにはとても困難な問題。 国民の皆様の年金に対する意識があがったことは良かったことだと思います。	限られた時間の中で慎重・丁寧な調査対応を心がけ努めました。 人手不足のため一般業務との掛け持ちとなり、記録調査を専門的にできていなかったことが調査を遅らせているように思います。
8682	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にございません。	特別便で記録調査の依頼があったお客様に対して、職員が直接戦歴等の聞き取りを行うことがもっと必要だと考えます。 直接話せばすぐに解決するような照会内容が多いと感じているためです。	マスコミで報道され始めてからです。 長年積み重ねられた記録管理の不備を、挽回するのは難しいと感じました。 採用年数が浅いため、記録管理の経過などはわかりません。	現時点でできることを積一杯行うしかありませんでした。
8683	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	システムの更なる構築や、短期的でも人員を増やす(元職員の方を更に雇う)などして、集中的に機械と紙台帳との突合などをして漏れ、間違いを早急にみつけ、基本的に年金受給者の方を優先的に記録の補正・訂正が必要だと思います。	最初に「消えた年金」と報道されたときです。オンライン化したときにここまで記録の不備が発生していたとは思ってもいませんでした。ゆゆしき事態だと思いました。私が社会保険事務所に配属になったのは平成9年からでしたが、お客様の年金記録の調査依頼を受けてお調べしたときに、読み方が少し変わった形で見つけることがありましたが、ここまでとは思っていませんでした。	これまでも年金記録をお調べする際、いろいろな読み方、生年月日・性別などにとらわれない検索をしてきましたが、更に範囲を広げるような努力をしました。問題点として厚生年金については、まず紙台帳の名前にフリガナがないこと、字の判別が難しい書体で記入されているものもあること、すべて記入すべきところを省略していること、これらのことでオンライン化するときに間違った形で入力されてしまった。更に住所の把握をしていなかったので本人確認の材料が乏しい状況の中、名前や記録の確認をしたくてもできなかったのではと思いました。しっかり本人確認をしないままオンライン化してしまったのは大きな反省点だと思います。
8684	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	時間がかかっても、 一件一件、解決していくしかないと思います。	1、記録が一件でも多く、本人の記録に結びつくように、解明に向け努力 していかなければと思いました。 2、5，000万件の年金記録問題が報道されたとき	1、、多くの記録が、該当者本人の記録に早く結びつけられるように頑張っていかなければならないと思いました。 2、人員的な問題、予算的な問題もあったものと思われますが、 わかりません。
8685	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	収納対策、適用対策等も当然必要だと思うが、年金問題に詳しい人を集めて特別チームを年金問題だけに集中して(他の業務併用なしで)徹底的に行えばよいのでは？	市町村の年金係から氏名索引での記録照会があった際に厚年手番がいくつもある被保険者がいて、すべてが本人かは不明ではあるが年金受給の際にきちんと受給できるのかなあと疑問はありました。 国民年業務を携わるようになった平成5年ごろ	市町村の年金係の方に被保険者から聞き取りを行い重取の手続きをするよう説明はしていました。 時代背景もあると思うが、国民の皆様の年金への関心がなさ過ぎたと思う。早い時期より5年に1回でもいいので定期便等送付して周知徹底が必要だったと思います。
8686	地方庁	社会保険事務所課長級以上	すみませんが存じ上げません。		記録管理上の問題としてとらえています。 世間一般で問題視されるまでは問題として認識してはいませんでした。 (本人の申し立てにより見つかるものと思っていました。)	記録の探索、発見として対応しました。 紙台帳の全記録のデータベース化を一番最初に取り組むべきではなかったでしょうか。(マイクロフィルムは不可。)データベース化していれば紙台帳の探索よりも数段信頼性はあったと思いま

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8687	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	既に行われているが、当面は熟知している人が指揮を執り、滞っている分については都道府県単位でさらに人を集中させ、年金記録にかかる問題を解決していくべきであると思います。	年金に加入し、保険料を納付していたにも関わらず、それが記録として残っていないということは、年金を受給する際に不利益を被ることとなり、非常に重大な問題であると思います。また、それを管理している社会保険庁としても責任があると思うので早急に解決すべき問題であると思います。 以前から年金記録の照会・回答にかかる業務があることは知っていたが、現在のように大量となる	年金記録の照会があった際にはできるだけ迅速に対応し、その場で解決できるように取り組みました。また、年金記録照会の回答にあたっては、できるだけ速やかに行うよう努めました。 反省点としては、オンライン化の際のチェック漏れや、被保険者本人が自分の年金記録を確認する機会が、58歳通知や裁定請求の際くらいしかなかったことであると思われますが、これについては「年金特別便」や「年金定期便」等を通してその機会が増えたことはよかったのではない
8688	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		約6年前に年金給付課に配属になって、年金相談をするようになってから、お客様の年金手続時に氏名索引すると、本人の記録ではないかと思われる手番が出てくることがあり、以前はお客様から事業所名を言っていただき一致しなければ本人の記録とはできませんでした。ある程度はヒントを言って思い出してもらうのですが、どうしても思い出してもらえない時は本人の記録とはできず、結果宙に浮いた年金記録となったと思います。こうした記録は結局誰のものにもならず、思い出せないのは本人が悪いという考え方はおかしいと思っていました。	相談時に同僚の方の名前や業種など、本人記録と断定できるものがないかと、本人にいろんな方面から質問をし、本人記録に結ぶつくように対応していました。それでも思い出せない時は、加入期間を書いたメモを渡し、思い出したら相談するよう指導していました。現在は一定条件を満たしていれば、会社名も伝えて本人の記録に結びつけることができるようになっていますが、もっと早くからそういった対応ができていればこのような問題にまで発展しなかったと思います。また、事業所の方を対象とする算定基礎届の説明会や市役所の国民年金の担当者に対して、一人でいくつも年金番号を持っている人がいることの周知と、必ず前職を確認して新たに年金番号を取得することの無いようにしていただくよう協力依頼を事ある毎にやるべきだったと思います。
8689	地方庁	その他(社会保険事務所)		根本的な解決にはならないが、国民年金の保険料について、過去に特例法として実施された、特例納付ができる法律を作り、2年以上前の保険料についても納付できるようにする。	この問題が解決しないとお客様に信頼してもらえないと認識している。 この問題を知ったのは、入社(平成14年4月1日)して数ヵ月後、記録が漏れているところがあるとの照会をお客様から聞いた時に知りました。	できる限り早く照会いただいた記録について回答しようと努力しました。 この問題についての反省点としては、当初からもっと多くの人員を割くべきであったと思います。常に対応が後手後手になっていたように思われます。
8690	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくに存じ上げておりません。	宙にういた年金記録がひとつでも多く減り、適正な給付に結びつくよう、迅速、正確、丁寧に、一つひとつの業務に邁進することが大切と考えます。	年金記録問題について、新聞、テレビ等の、マスメディアをとおして知りました。 国民の皆様の生活に深くかかわる重大な問題として捉えておりました。年金をすでに受給されている方の年金額にも関わるため、解決に向け、一刻も早い取組が必要であると受け止めておりました。	ねんきん記録問題に関する、窓口や電話等でのお客様からのご相談、ご照会を多く受けてきましたが、親切、丁寧な対応を心がけてきました。また、現在、国民年金第3号被保険者関係の業務に携わっておりますが、新規で、基礎年金番号を付番するいあたり、これまで以上に慎重に、処理をさせていただいております。基礎年金番号が何本ももつ状態が生じないよう、加入の手続きの段階で、しっかり適正な審査、処理をすることが、適正な給付に結びつくことを意識して、業
8691	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		未統合の年金記録が多数存在することを入社後少ししてから知りました。	裁定請求時に職歴の確認を細かく行い、記録照会に対しては詳細を聞きできるだけ広い範囲を調査・照会以外の記録についても確認を行いました。 記録の調査にあたっては、年金問題によるねんきん特別便等の送付により、国民もご自身の年金に関心を持ち些細なことでも情報提供を下さりました。 しかし、年金問題解決のために多くのお金を使ったことは事実であり、信用も失いました。 ここで得た経験を元にシステムや職員の意識を変えるべきであると考えます。 マニュアル等を細部まで決めて、お客様への説明を全国統一することも必要だと思います。
8692	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	現在行っている記録問題の調査を徹底して行い、国民の皆様に情報開示をしていくことが信頼回復の第一歩だと考えます。 また、厚生年金保険の適用事業所の保険料負担を事業規模や経営状態で軽減若しくは減免できるように立法措置が必要ではないでしょうか。	手帳番号の基礎年金番号への統合は、再取得時または年金裁定時に順次行われるものだと思っておりましたので、マスコミの報道で問題の存在を知りました。	(8)で述べたように、たんたんと業務を遂行しておりました。 現時点では、膨大な時間と費用をかけて過去の記録の総点検をすることになり、お客様に大変なご心配をかけ、制度不信を宏おいたのですから、日々の業務が適正に行われるよう、十分なチェック機能を構築することが不可欠です。
8693	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	WM上の記録データの完全整備が早急に必要 事業所名のないもの、カセットの未オープン、等々 紙台帳の全記録をWM記録データへ完全移項 WM上の記録データを確認するだけで年金の相談が完了するシステムが必要	平成18年ころ認識 国民が国と制度を信頼し保険料を納めていたのにそれを運営する組織が記録を完全に管理をできなかった。 基礎年金制度が国民に浸透しなかった。	丁寧にお客様に説明し、理解をもとめる 記録の調査など事務処理に時間がかかりすぎ システムの未熟さ 職員の不足
8694	地方庁	社会保険事務所課長級以上		すべての記録をシステムにより検索できるよう早急に進めることが第一だと考えます。	年金給付課に配属されたとき、氏名や事業所記録が表示されないものがあることを知りました。ただ、ご本人の記憶に基づき庁へ照会を行い確認をしていましたので、それがすべてだと思っていました。また、お名前の読み方がまったく違うもの、明らかに入力が誤っているものもあることは認識していました。それもご本人と確認できるものは本人の記録とされ、統合していると思っていました。	年金請求時にお名前の読みかたをいろいろ変えて検索を行い、本人の記録に結びつくよう、漏れがないよう確認をしました。 年金制度発足時、国民年金が始まったとき、基礎年金に変わったとき、その都度その都度十分に国民に周知されないまま動いてきたように思います。もっと制度を知っていただくことが必要だと思います。現在は基礎年金番号になっていますから、一生ひとつの番号であること、いづれかの制度に必ず加入が必要なこと、支給されるために必要な納付要件など、現在の制度について誰もがわかるようもっと周知をするべきです。 記録を管理する側も、お一人お一人の大事な記録として誤りのないよう十分なチェック体制をとっていくことが必要です。また、住所の届出については、国民年金は住民票の住所ですが、厚生年金は居所でもよいとされています。同一人の判断が難しいものがあります。統一できないも
8695	地方庁	その他(社会保険事務所)			制度の歴史的問題だと思いました。報道等で騒がれてから。	制度の中身がいろいろ変わりすぎです。一部の人達の意見だけで決めるのではなく、たくさんの人の意見(実際たずさわっている人)もきいて変更していくべきだと思います。
8696	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	短期間で処理を行うことが良いと考えるが、本来は時間をかけて一件一件十分に調査を行うべきである。	大変重要な問題であると認識していた。また、そのような問題が存在することを知ったのは報道されてからです。	早期処理に向けて事務局が業務支援(ねんきん特別便・国民年金特殊台帳の突合等)を休日に行う時に協力した。年金記録の管理が不十分であったこと。
8697	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし		特になし
8698	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			過去の年金記録は請求時に本人の記憶を頼りにつなぎ合わせていたため、記憶が薄れたものが、記録から洩れることはかなり以前からわかっていました。しかし、本人の記憶に無い記録まで、突合することは困難であり、また、管轄事務所外の記録となると、本人の記憶以外に頼るものは無いため、やむを得ないとの認識もありました。	本人の記憶により、期間調査を行なうことは、あくまで本人の記憶が正しくないと、紙台帳から探し出すことが困難であるため、せめてカセット記録(WMにカセット番号だけで記録が登録されていないもの、庁紙台帳記録)を全てWMに入力することで、WM上での検索ができるように上に話したことがありましたが、答えはNOでした(10年以上前)。業務量の関係なのか、請求時に行なえばよいとの考えなのかはわかりませんが、もう少し、記録調査に関しての問題意識があればと思わずにはいられません。 しかし、制度発足当時の記録の管理もかなりずさんであることから、発足時から、記録が将来の
8699	地方庁	その他(社会保険事務局)			10年程前に年金給付課に所属していたとき、古い紙台帳の中には持ち主のわからない年金記録があるのでは?程度の認識でした。	採用後間もない頃で、本当に持ち主がわからないのかはっきり判断がつかなかったし、そうだとすれば、全国規模の問題なので、どうしたらよいかわからなかった。 反省点としては、持ち主がわからない記録があるとわかっていた経験のある職員がその問題を表面化しなかったことがあげられると思う。
8700	地方庁	その他(社会保険事務所)	ねんきん特別便の窓口対応をしていて、昔は、働くために年齢を偽って会社に届けをしていたというような話を聞き、また、名前も被保険者になる方が自分自身が名前を隠したかったために、会社に偽名を届けていたと言われたこともあり、宙にういた年金記録の中には、もともとご本人とは別人として登録されている記録もあると思います。		平成11年採用で、働き始めた頃から、年金手帳を何冊も持ってる方が多くいらっしゃり、当時は年金請求の時にご本人様の記録を全て確認していたと思いますが、本人が手帳を紛失していたり、すごく昔の記録になると忘れていたりした場合はどうなるのかなと、思うことはありました。	手帳を複数お持ちの方には、資格取得や、3号届等、その時に分かる分は基礎年金番号に統合はしてきました。ただ、その時点で、例えば、3号届けが提出された時点で、ご本人様に他にその方のものと思われる記録がないかを機械やご本人へ聞く等の確認まではしていませんでした。本来ならその時々で、記録がつながっているかを確認していかなければいけなかったと思います。
8701	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	1月からは各社会保険事務所の年金記録課で対人作業、事務センターの年金記録グループで照会票等の確認作業を専属的・集中的にに行っていけばよいと思う。	記録をコンピュータ管理に移行するときに、きちんとした移行作業ができていなかったのが一番の問題であり、基礎年番が導入された平成9年1月から手帳番号の統合のため照会票等を送った頃に知った。	被保険者の加入記録等については、漏れがあっても、年金請求時には必ず確認するからよいのではという考えが一番の反省点である。
8702	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に無し	わかりません	大変な問題。この問題が騒がれだした頃。	お客様ひとりひとりに丁寧に対応した。 反省点は、現在の人数ではとても対応できない速さで進めようとしたこと。
8703	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知らない。	年金記録の確認をしてもらい、紙台帳等のデーターベース化を早期に確立する。そうする事によて、相談の迅速な回答、丁寧な説明が行える。 年金記録に不備申立てがある人は、迅速な第三者委員会での審査を行う。	宙に浮いた年金記録問題については、年金裁定時に確認すればよいとの考えであった。氏名、生年月日等記録が登録されてない記録不備番号が、多数あるとは知らなかった。 未統合の番号があるのは、採用され年金番号の管理方法を学んだ時に知った。	相談者の記録申し出をもとに、他方向からの記録照会を行っていった。 反省点としたは、本人宛への通知不足、申請主義、裁定時記録整備主義、などが挙げられる。
8704	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に無し。		マスコミで取り上げられるまでは、問題意識は無く、知ったのもその頃から。	まず、意識改革。 問題意識すら持たなかったことが反省点。
8705	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	現状の方策を引き続き取り組む。	特に問題意識はなかった。	受身の体制だったと思う。
8706	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	わかりません	仕事の上で大変重要な問題と思います。	記録の管理が十分ではなかったと思います。
8707	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	年金記録に関するお客様からのお申出の一件一件を、迅速かつ正確に応対していく。	年金制度の根幹を揺るがす大問題だと感じた。 問題が明るみに出て知った。	お客様からのお問い合わせに対して、正確かつ分かりやすい説明を心がけた。 基礎年金制度を導入した以降に、ねんきん特別便・定期便のような加入記録のお知らせをすべきであったと考える。
8708	地方庁	その他(社会保険事務所)				
8709	地方庁	その他(社会保険事務局)				
8710	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に存じません。	現時点では、起こってしまった年金記録問題を一つ一つただしてゆくことが解決への道だと思います。	知ったのは、ちょうどメディアで報道され始めたころだと思います。何十年も昔からの事務処理の積み重ねにより起こってしまった問題だと思いました。	一つ一つの事務処理を正確にこなしてゆき、このようなミスを再発させないことが大切だと感じました。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8711	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	特にありません。	大変ゆゆしき問題であると認識した。 平成18年から19年頃知った。	間違った記録を正しく直すため、積極的に対応する必要があると思い、そのように対応してきた。現時点では、思ったより多くの間違いがあるため、もっと以前から対応しておくべきであったと思う。
8712	地方庁	その他(社会保険事務所)	社会保険庁総務課企画室様 日頃より、多忙なる業務お疲れ様です。 どうぞ、皆様方のご体調にはご留意くださいますようお願いいたします。 さて、ご質問の年金記録問題のご主旨と相違しておりましたら申し訳ございませんが、アンケート表題の「更なる問題の解決や業務改善方策の策定」に関連があると思いましたので、お聞きくだされば幸いと存じます。 ※そのなかで、早急に信頼回復しなければならない社会保険の職場環境の土台が下記の様に揺らいでいると思われます。 ①職員は不祥事を払拭すべく全力で頑張り続けてきましたが、出口が見つからない膨大な処理件数をやりすぎ、病で倒れたり、退職された方、病を隠して頑張り続ける、いわゆる隠れ精神疾患の方も少なからずいると思います。 ②定員を補うべく任期職員の方が加わっても、年金制度の複雑性など、専門的な知識を習得する前に即実践となることが現状です。 ③限られた定員で、日常業務のほかに、特別便、再裁定、記録調査、サービススタンダードと平行しながら、年金相談、お客様からの厳しいご意見の回答、土日出勤を数年もやり続けております。 ④人間は走り続けたら、いつかは疲れて倒れてしまいます。一生取り返しのつかない病気になるかもしれません。(既になられた方、おこがましいですが、私も病気になり休職いたしました。 ※慢性へ移行しても以上のような職場環境では、疲れきっている社会保険職員は本当に倒れてしまう可能性が高いです。	退職者、病気休暇者が多くなりましたら、ひとり、ひとりの業務量が多くなるのは当然です。そうなりましたら、心に余裕がなくなり、健康を害してしまうのは自然の流れです。 これ以上の退職者、病気になられる方を増やさないで、貴重な人材が淘汰されることが無いように、職員が一丸となり、協力して、頑張り続ければと思います。 ※苦しく辛い時こそ、お互いの信頼、思いやり、助け合いが必要だと思います。 その考えを見えない形で作るのは、考え方も千差万別ですから残念ながら、難しいです。 現実的には、人事評価にもそのような項目を策定していくということを(例えば助け合い、思いやり、項目(仮称))示すこともひとつの方法ではないかと思います。	国民の皆様にとって、大切な社会保障制度の信頼を揺るがす大きな問題と思いました。 いち早く信頼回復しようと頑張りましたが、自身のスキル以上のものを頑張り続け、病気になり倒れて、職場の皆様に多大なるご迷惑を掛けてしまいました。 年金問題を知ったのはマスコミの報道と同じくです。	(8)と重複してしまいますが、全力を尽くした結果、病気となり、休職となりました。 ただ、職場の皆様方からのご支援をいただき復職できました。 そのご恩は、事務局の皆様、同僚、社会保険庁の皆様、すべての社会保険職員の皆様、かつ、年金制度に不安を抱えている国民の皆様の信頼回復につながる頑張りをしていきたいです。 また、自身の病気の経験を踏まえて同じような方が出てきた場合、助けてあげられるような存在になりたいです。 末筆ながら、社会保険の職場に働かさせていただき、たくさんの人生勉強や、仲間ができ、人生の糧になりました。 本当に、ありがとうございました、 心より感謝いたします。
8713	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	古い台帳は手作業で確認しているが、なるべく早くオンライン化をしてほしい。 量が多いのは確かだが無理なスケジュールは新たなる問題を残すので、時間と人員の配置をお願いしたい。		
8714	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無		負の遺産 入社して数年すれば、誰でも気づくと思います。	ほとんど残業の日々の中で、対応できるはずがありません。 出来る事といったら、期間照会・記録照会の申し出を受けたときに、思いつく限りの生年月日の日付や名前(フリガナ)を変えて探し、本人に「○年当時に○県あたりで働いていなかったか」を確認することくらいしかできません。
8715	地方庁	その他(社会保険事務所)	現状において特に思い当たることはありません。	社会保険庁(業務センター等)および地方庁で保管しているすべての記録関係の資料(旧台帳・払出簿等)を記録関係システムだけでなくオンラインシステムで確認できるようにすることで、大幅に調査の時間短縮が図れるのではないかと考えます。 被保険者名簿・原票の照会(0800照会)についても、検索データと画像データとの関連付けの誤り等について訂正できるようにしてほしい。 職歴書査照会(0120-1-11等)の事業所名称等について地方庁でも訂正できるようにしてほしい。 地方で蓄積した記録関係のノウハウを共有できるツール及び会議等の実施はできないのか。 共済組合記録について、社会保険庁に提供された共済関係データについて大至急の整理が必要と考えます。	年金制度(社会保険制度)の根幹である年金記録についての問題なので、とても重大な問題であると認識しています。 問題について知ったのは、年金記録関係業務に本格的に携わるようになった平成18年度の後半頃からです。	正しい記録、正しい年金支給となるように一件一件をとにかく丁寧に調査・対応をしてきました。 反省点としては、とにかく、長期間にわたり社会保険庁全体として年金記録についての対応・認識が大変不十分であったと考えます。また、問題が浮上した後の社会保険庁の対応が後手後手になったことも反省点のひとつであると考えます。
8716	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に存じません	人的資源の確保	コンピュータ導入前の紙台帳で膨大な記録管理をおこなっていた経緯があり、非常に複雑な記、録管理の難しさがあり、および個人記録の特定には本人の申出が不可欠であると認識。 報道で騒がれる様になり、知りました	年金相談の際、本人から入念な聞き取りを行うことをこころがけました 記録の管理方法が事務所ごとに差異がありすぎんだったのではないかと 思います
8717	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	予算と人員の投入、システム改善、 市町村、他官庁の協力、共済組合、健保組合等の協力をえる	申請主義の限界。 平成19年ごろ	お客様の不信感の払拭につとめた 問題の反省点は、申請主義にたよりすぎてたこと システム不備(導入時も含めて)
8718	地方庁	社会保険事務所課長級以上		名寄せの作業を進め、お客様に確認して一つでも多くの記録を統合することが必要と考えます。そのためには多くの人員をが必要ですが、委託会社からの派遣員のような素人ではなく、過去に期間照会に携わった事のある経験者を配置して、作業を進めるべきです。期間限定の素人に指導している時間がありません。 この問題を第一義に考えるのであれば、全職員に過去に期間照会等の年金記録問題に関わる業務に就いた事があるかアンケートを行い、経験者を年金記録課に集中配置するべきです。通常業務も進めながらこの問題を解決しようとするのは非常に困難です、最低限の通常業務を本部で定め、それ以上行わずに記録問題の作業を行わせないと作業が進まないと思います。 引き続き市町村の協力を得られるよう、事務費交付金で手当する事、また市町村への依頼文書は社会保険庁長官と併せて、厚生労働省の保険局長や老健局長からの依頼文も発出して頂き御願いする。 地方自治体だけではなく、他の国の機関、税務署やハローワーク等で持っている個人情報を提	いわゆる請求年金として、お客様がご自身が勤務された履歴をすべて裁定請求書にお書きいただき、もれている記録は別途調査の上、お支払するものかと考えておりました。 平成9年1月から基礎年金番号導入直後に、記録の統合作業が遅れているとの話を聞いた頃が問題の存在を知った時期です。	あくまで、お客様からのお申出により調査するものと考えておりましたので、特段の対応は行いませんでした。統合の遅れについては、お客様の裁定請求時にまとめればよいものとの認識でした。 現場の職員が問題を認識した時点で大きな声をあげるべきだったとは思いますが、行政監査等でたびたび指摘を受けた時期に、今の取組を始めていればもっと早く解決が図られたかと思います。
8719	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	誠意を持ってお客様に接すること。	世間一般で騒がれ始めたとき。	誠意を持って接しています。 業務をきちんとやり遂げること。
8720	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	基本的には現在すすめているように、記録もれの可能性のある方に対して、電話と文書によって確認のお願いをする方法しかないと思います。 ただ、すでに亡くなっており、生前を知る遺族もみえないようやケースや、どうしても過去の会社名について思い出せないケースもあり、100%の解決については不可能であると思いますので、現在の調査については、ある一定の期限で打ち切り、残った分については一律である程度の救済を行うような、政治的な手法も必要ではないかと思います。	年金番号を紙台帳からオンラインへ移した際、また基礎年金番号が導入された際に、正しく移行されなかったことが、年金記録問題での一番の問題であり、基礎年金番号導入時に年金番号の統合処理に従事していた平成9年当時に問題の存在を知りました。	平成9年の基礎年金番号が導入された当時は国民年金の適用担当課に配属されており、市町村とのやりとりの中で、資格取得や資格訂正の際には、対象者の記録もれがないか確認し、本人への聞き取り確認を行う等の対応をしていました。ただ、年金番号の統合処理は本人の記憶に頼るところが大きく、統合処理からもれてしまったものが多くあるように思います。 現時点で考えたときに、問題はいろいろあると思いますが、まず過去の制度設計と取り扱いが甘かった点で、氏名のふりがなや住所登録のない紙台帳を無理やりオンラインにのせてしまったことが問題であったと思います。あと、基礎年金番号導入時にもっと積極的に広報するべきだったと思います。過去の記録管理の方法では、次々と加入制度をかえる方や、過去の加入記録についての記憶がない方に対応できておらず、本人の記憶頼りであって、その問題を早期に解決できなかった点が一番の反省点だと思います。
8721	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	最終的には手作業となるため、対応する人員を増やし対応していくしかないと考えます。	当初は記録がこんなにも漏れているとは思わなかった。存在を知ったのは新聞等のマスメディアが騒ぎ出した頃です。	来所される方の話をよく聞き、お詫びをするとともに誠心誠意をもって対応した。反省点としては、年金記録の管理にに対し一人ひとりがさらに強い意識を持つべきであったこと及び電子化を早い時点で導入できなかったことです。
8722	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	全職員であたる他は無いと思います。都道府県の区分けをせず全国で件数を按分してあたるべきだと思います。	支払ったはずの年金記録が納付記録や給付に反映していない。知ったのは大体平成18年以降と記憶しています。	過去の記録の判明に全力を尽くすとともに、未来に向けて同じような問題を起こさないように加入手続き等を慎重に行う。記録の管理をしっかりやることはもちろん、被保険者の方々に自分の基礎年金番号をや加入状況しっかり認識してもらえるようにすることが大切だと思います。
8723	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	マスコミ等の報道はすべて正しいとばかりは言えず、社会保険としての意見ももっと主張すべきと思われます。 戦前の膨大な紙台帳を残している官庁はどこにありますか、また現代のようにコンピューターもない時代に、何千万人もの記録をこのように管理されていたことにも、誇っていいことだと思います。 そのような状況ももっと主張して、ある程度の時期に打ち切ることも必要なことだと思います。 判明しない記録が0件になることは決してないことですから。 (年金額が下がるため、記録が自分のものだと認識していても、統合しないケース等が多々あり	・このようにいろいろな問題が噴出するとは思いませんでした。 窓口へ厚生年金の手帳を10も20も持参される方がいらっしゃいましたので、未統合の番号の問題のみだと認識していましたが、国民年金の未納期間の申し立てや、厚生年金の報酬の問題までは、認識していませんでした。 ・年金請求の時点で、多数の方が手帳を基礎番に統合しているので、未統合の記録があるのは当然と思っていました。	・世論を真摯に受け止め、少しでも早く記録統合を進めなければと思い、窓口支援等を行ってきました。 ・もっと早くに今のような記録検索システムが構築されていれば良かった」と思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8724	地方庁	その他(社会保険事務所)	設問の事例は特にありませんが、厚生年金加入記録の調査(検索)が困難となっている要因として、次のようなものの存在が挙げられると思います。 ・オンラインに収録されていない(カセット表示のある)記録 ・氏名や生年月日等の収録不備(誤りや偽り)	カセット表示のあるものは、業務センターにおいて全ての記録を収録すれば良い、と言う事になりますが、台帳の不備等もあるでしょうから簡単な作業ではないと思います。 また、件数も莫大でしょうから、作業に当たっては100%亡くなられている方(統計上、日本の最高齢者以前生まれの方)を後回しにしても、現在生存されている方の整備を急ぐべきではないかと考えます。 一方、台帳の不備については、業務センターと各事務所で保有する台帳を刷りあわせながら完全なものに近づけていく以外にないと思います。	私は、年金記録問題とは未整備記録及び未統合記録の存在だと思っておりますが、その要因は設問(6)にて挙げたような事例があります。 事業所から届出された資格取得届に記入誤りがあったり、こちらで収録する際にミスがあったり、場合によっては本人が就職の際、偽名や生年月日を偽るケースもあります。 また、年金手帳についても、本人が「持っていない」と言えば過去の職歴等が判らなければ新規で番号を払い出すしかなく、就退職を繰り返している方は一人で何冊分も記録が見つかるケースもあります。 これらの事象は入庁後間もないころ(約20年前)から知っていました。	私が就職した時点では既にオンライン化されておりましたから、氏名索引する際には通り一遍でなく様々な読み方を試してみたり、生年月日は多少幅を持たせて(特に女性の場合は)検索してみるよう、先輩に教わりました。 また、当時の氏名はフリガナしか収録されていないデータがたくさんありましたので、保険証再交付等の機会に旧台帳を見ながら漢字収録したり、できるだけ完全な記録にするよう心がけていました。 これまでを振替っての反省点としては、膨大な件数を確実にこなす人員の確保や方法の確立がなされていなかったこと等があると思います。 オンライン化以前のことは良くわかりませんが、一人の人が全国各地で繰り返し加入する中で年
8725	本庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号導入の際に統合漏れの年金記録がある。年金記録の標準報酬の改ざんがある。 在籍前にTV等の報道から。	正確な記録による年金給付に訂正するよう対応している。問題としては、期間追加を行って減額になってしまったりする方について、理解を得られる説明ができていない。
8726	地方庁	その他(社会保険事務所)				
8727	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	特になし。	優先順位付けをきちんと公表し、ひとつひとつ適切に処理していく。	古い時代にまでさかのぼるため、非常に複雑な問題と認識。 記録問題発生後に異動してきた。	日々の処理は大変だが、後になってやり直すのはもっと大変。常に緊張感をもって業務に当たる必要があると改めて認識。
8728	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思い当たりません。	まずはねんきん特別便・定期便によるご本人様の記録確認と記録確認の申立に対する回答の早期処理に全力を挙げることが第一と考えます。	平成9年の基礎年金番号設定時と年金裁定請求時に手帳番号の統合処理を行っていると聞いていたので、これほど多数の未統合番号(特に年金受給者の未統合番号)があるとは、新聞等の報道があるまで知りませんでした。	対応としては、事務所に来所されたお客様・お電話をいただいたお客様には用件に関わらず(ねんきん特別便・定期便の回答をいただいたかの確認を含め)記録を確認いただくようにし、未統合の番号がないかを確認するようにしました。 反省点としたは、まず私自身としては、初期のねんきん特別便対応時には、過去の厚生年金や国民年金に対する理解が十分ではなく、来所されたお客様に対してその場では充分な応対ができず、今ならその場で説明ができることでも、後日回答などでお時間を頂戴することになり、お客様に対して不安感や不信感を与えてしまったことがあげられます。充分な事前準備ができてなかったと反省しています。 また、ねんきん特別便に関しては、問題解決のため仕方のないことではありますが、一定期間に送付となったため、お客様の来所相談や電話問合せが集中し、相談にも時間がかかり、回答にも時間がかかるという状況になってしまったことや、特別便そのものの内容がわかりにくいとの苦
8729	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません	現状の対策	基礎年金番号に未統合の番号については、年金決定時までに整理して、年金の支払いをするということ、スムーズに年金決定ができるようにと番号調査を社会保険庁で進めていたことから、そのとおりで事業が進んでいると思っていた。 年金記録問題が報道され、一般職員が聞いたことがないこと(コンピューターに反映されていない旧台帳のこと、紙台帳からコンピューターに移管するときの入力誤り等)があることに唖然としました。	事務(年金)相談等で時効特例法等に該当するお客様とお話する機会があったときはまずもって、謝罪は必ずしています。 長年の蓄積が現在にあるわけですが、年金決定時に給付事務、期間調査等に携わった職員はどうしても見つけられなかった期間は仕方なしとしても、しっかりやるべきであったと思います。 また、社会保険庁として昭和37年に発足してるようですが、少なくともそれ以前の記録は厚生労働省なりが年金の記録に携わっていると思います(台帳のの正確な記録、厳重な保管、管理等)。その記録が、社会保険庁に確実に引き継がれたのか、引き継がれず旧台帳としてそのまま保管されていたのか、なぜコンピューターへ移されずそのままになっていたのか、その経緯はもちろんわかりませんが、厚生労働省としても制度設計と運営は別としたときに一定の反省点があるのではないかと思われます。
8730	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	記録に該当すると思われる方に対して、市区町村の協力なしには解決しないと思います。情報提供および人為的な協力が不可欠です。	現在の問題ではなく、過去からのオンライン化時の不備および社会保険行政の怠慢だと思います。氏名・生年月日の欠如などの記録およびカセットが開いていない記録などがあることを期間調査に携わっていた10年前からなぜ記録の補正をしないのか疑問に感じていました。	事務所の判断だけの処理ではないので、特に対応はしていません。 基礎年金番号導入時または不備な記録があることを把握した時点で迅速に対応すべきだったと思います。
8731	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		年金記録問題が騒がれるまで、考えたことがなかったです。 皆さんの記録がないのは、事業所が適用されていなかったり、事業所がその方を被保険者にしていないからだと思っていました。 特に国民年金を納めていたのに、未納の記録になっているなんて、考えたことも ありませんでした。当時は市町村が管理していたと思っていましたので、それを社会保険の過ちのように報道されるのも納得がいきませんでした。 このような問題を知ったのは、マスコミで報道された頃です。	台帳からの登録が誤っているのであれば、正しく処理するべきだと思います。 台帳からコンピューターに写すときに、もう少し慎重に誘合わせなどを行なっていれば良かったのではないかと思います。
8732	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			年金記録問題が存在することを知ったのは、マスコミで騒がれるようになったとき。お客様からのご自身の記録に関する照会が非常に多くなり、世間の関心の強さを認識したとともに、先の見えない問題(結論を出すまでに相当な期間のかかる問題)だと感じた。	お客様のお申し出に添って、年金記録についてしかるべき調査を担当部署に依頼したが、照会量の多さに調査がはかどらず、さらにお客様の不信を招く状態となっていた。 また、社会保険庁から年金記録についてさまざまなお知らせをお客様に送付していることで、年齢を問わず、お客様自身が混乱している部分がかなりあると感じる。 さらに、さまざまな箇所で年金記録に関する担当をしており、端末上は、お客様へのお知らせ発送履歴や回答履歴、調査履歴などが更新されてしまうために、そのお客様に対して過去どのようなお知らせを発送したか、その経過、現在の調査はどこで行っているか等の状況を、端末上ですぐに確認することが困難である。 お客様にとっては、ご自身の記録が正しく登録されているかどうかはもちろん、最終的にはそれが年金額にどう結びつくかが目に見える結論となるが、記録漏れを申し出てから調査結果を経て、手元に年金の増額分が届くまでに、ご本人にとっては信じられないほどの期間を要しており、さらなる不信を招いている。 せめて、お客様からの問い合わせに対し、調査中の進捗状況などをすぐに確認できるようなシステムの改善も必要に感じる。
8733	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ひとつひとつ根気よく調査するしかない。解決の見通しについてはわからない。	年金記録問題がおおやけになったとき。	今から考えてみても、一件一件根気よく調査する以外に方法は無いと思うし、古いもので、名簿、台帳が残っていないものはどうしようもないと思う。
8734	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	監査部門の強化と個人の意識改革	未統合記録が5千万件あることについては、年金裁定時までに統合されているものと思っており、あまり問題意識はありませんでした。なお、そのような問題が存在することを認識したのは、他の職員と同様の時期です。	ねんきん特別便等の記録調査時において、お客様の立場に立ち調査を行いました。また、反省点としては、一人一人の大切な年金であるという意識に欠けていたと思われます。
8735	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	ひとつひとつ、地道に取り組んでいくことが一番だと思います。でも、早期の解決が求められているので、優先順位をつけていくことで解決の時間の短縮を図っていくべきとは思います。	年金記録問題として、認識するようになったのは問題として取り上げられるようになった。ここ一年くらい前からであります。その前までは、なぜ、年金手帳を二つ持っている方や基礎年金番号を二つ持つ方がいるのだろうと思っているだけで、不思議には感じていました。 年金問題と取り上げられるようになってからは、一人ひとりの国民の皆様にしっかりと個人の年金の記録として正しい記録をいち早く提示できるようするべきであり、国民皆様に正しい記録を提示できることが天命だと思います、	特別便および定期便について、来所されるお客様に誠実に対応し必ず見つかっていない記録があるという前提に立って記録を見つけるようにしてきました。 反省点として、当初から国民年金、厚生年金、船員保険、共済年金というように制度が分かれていて制度間の統一を前提に考えていないことが問題であったと思います。いまから、統一していくにしても今までの経過により困難な道のりを今は歩んでいっています。いつか、必ず壁は乗り越えるものであると考えます。
8736	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特には思い当たりません。	色々な問題で社会保険庁に対する国民の不信感があると思いますが、現在又将来受け取るであろう年金額に影響する年金記録問題について関心が高いと思います。具体的な方策等はありませんが、職員がこの問題について、真摯に向かい合う気持ちが大事だと思っています。	昭和61年頃事務所で記録照会の担当をしていましたが、その頃はオンラインで確認できる記録は50歳以上の方だったと記憶しています。古い台帳をめくって調べていましたが、就職する時に生年月日を若くしていたりというような事例はありましたが、年金記録はきちんと保存されていると思っていましたので、このような問題に発展するとは思っていませんでした。	平成9年に基礎年金番号制度が導入された時、社会保険庁が現在のような対応取れれば良かったと思いますが、社会的にも基礎年金制度(年金記録)に対して関心は低く、基礎年金番号の通知を受けた共済組合員からの苦情が多かったと記憶していますし、自分自身も重要性を十分認識できていなかった事も反省すべき点だと思います。
8737	地方庁	その他(社会保険事務局)	今に思えば、社会保険事務所の職員以外にも、かつて国民年金事務の一部が市町村への機関委任事務だった当時の市町村の国民年金を担当していた職員も、基礎年金番号に未統合の記録があることや窓口に来庁する被保険者の申し出と実際の記録に食い違いがあることがあったことは知っていたのではないでしょうか。 当時は、紙台帳から機械化された時点で、記録に誤りがあったことや機械に移行されていない記録があることは疑わなかった。 (マイクロフィルム等、社会保険事務所や市町村で把握している情報が絶対に正しいという認識で仕事をしていた。(言うまでもなく、公的機関で管理する情報は事実でなければならないと思う。)) 平成9年の基礎年金番号発足時に確認行為が甘かったのではないかと思う。	受給者と被保険者とではとるべき対応策が違う。 受給者に対しては、早急に確認を要するのは言うまでもないが、被保険者に対しては裁定時に徹底して確認をするという仕組みを作り、言葉は悪いが、自浄作用を待つこともひとつの判断ではないかと思う。 記録照会もお客様の信頼回復には大いに必要な作業であるが、その他の保険料の徴収などをおろそかにしてはならないと思う。	年金記録問題は、基礎年金番号導入の後処理という認識で仕事をしていた。(記録は次第に減っていくという認識。) 採用当時、(平成9年)国民年金担当の課に配属され、基礎年金番号と手帳番号(未統合の手番)があって、基礎年金番号に未登録の番号が存在することを知った。年金の裁定時に確認をしているということと、記録は正しいという認識で仕事をしていた。	特に問題意識は無かった。(社会保険事務所の管理する記録は正しいという認識しかなかった。) 反省点は基礎年金番号導入時の手法だと思う。 全体的に軽く考え過ぎていたのではないか。
8738	地方庁	社会保険事務所課長級以上			統合されていない年金手帳番号が相当数あるだろうということは基礎年金番号導入時から心配していた。 基礎番号導入時に被保険者に対し統合の勧奨をしても返答のない方は年金請求時に履歴確認をしっかりやってもらう以外方法はないと思っていました。 なかには「そんな昔のこと覚えているわけないだろ」とおっしゃる方がいますが、そのために記録が見つからないことが全面的に私たちが悪いと言われるとは思いませんでした。 国民年金の旧台帳と電子データとの間にこれほどまでの不一致が存在することは記録問題が世間に公表されるまで知らなかった。	年金記録を管理する立場から常に一人の人物に複数の番号が付番されないように疑重複処理を的確に行なう。 ただ記録管理は管理者だけの認識では十分に行なえないと考えるので被保険者側にも自己責任を考えてもらうことも必要であると思います。 そのためには、基礎年金番号で年金記録が管理されていること複数の番号を持つことが大きなリスクを持つことを周知しなくてはいけないと思う。 もっともっとあらゆるメディアを活用して広報を行なうべきだと思っています。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8739	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	年金記録問題の一つの解決法として、氏名等の不一致について、年金番号及び基礎年金番号を有するすべての住民基本台帳との突合せを行い、未統合者の整理及び管理を徹底していく。 また、基礎年金番号に付随する記録として、住基台帳番号を基礎データに乗せることで、氏名及び住所等の整合性を図り、地域ネットワークを活用して社会保険関係の記録整備を強化していく。	記録問題の要因の一つに、平成9年1月1日にの基礎年金番号の導入後、基礎年金番号の統合処理に係る氏名不一等の問題が発生しており、当初、年金の裁定請求の際、記録調査を徹底することで防止できるという認識であった。 当該記録問題は、氏名等の不一致だけでなく納付記録等にも波及しており、お客様サービスの視点からも、今後、個人情報保護規定等に基づくデーター管理を徹底し、国及び市町村、民間が保有するすべての基礎データを活用して突合せ作業を強化していく必要がある。	社会保険制度を支えていくためには、お客様視点に立った行政サービスを第一に心がけ、個人情報の保護を徹底していく必要がある。 反省点として、職員一人ひとりが年金制度及び記録問題等に対して真正面から問題解決に取り組み、これまで以上に職員が一丸となって「意識改革」を徹底していく必要がある。
8740	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		記録台帳を手管理していたこと。オンライン化の際、アルバイト等が記録の入力を担当していたこと。その時、厳重なチェック体制が行われていなかったこと。平成17年4月に適用課に配属された際、現状を認識する。	資格取得届を処理するにあたって、安易に疑重複調査中にせず、本人の住所確認の上、記録に不整合が生じないように努めた。 記録台帳を手管理していたこと。オンライン化の際のチェック体制の不備。また、適用事業所の年金制度に対する認識の甘さ。(基礎年金番号導入時等、周知はきちんとしていたはず)
8741	地方庁	その他(社会保険事務所)	テレビ・新聞等のマスコミは年金記録問題のすべてが社会保険庁の責任であるかのごとくの報道をしてきましたが、実際には被保険者の方々や事業主・市町村等にも責任の所在は少なからずあることを実感しました。 第3号被保険者制度については、特に国民の方々の理解が乏しく、任意加入だったころにも3号制度があると思い込んでいらっしゃる方が多くいることに驚きました。 より一層の広報・周知活動が必要かと思います。	年金記録問題の原因は紙台帳で保管していた記録(手番)が基礎年金番号にきちんと収録されていないことだと考えますが、引き続き定期便・特別便で本人宛に記録の確認を促し、時間をじっくりかけていくことが重要だと考えます。 集中的に人海戦術を行っていくことは大事ですが、解決を急ぐあまりに処理ミスが発生しないようにすることが大事だと考えます。	年金記録問題は、紙台帳(旧台帳)の記録がきちんと管理されていなかったことや市町村での国民年金記録がきちんと管理されていなかったことが原因だと考えます。 そのことに気づいたのは実際に特別便・定期便の窓口対応を自分が行うようになってからです。	紙台帳の記録が正確でないとすれば、あとは本人・ご家族・職場の元同僚の申し立てやその当時のことが推察できる書類等で判断するしかない時間をかけてじっくりと解決につながる情報が得られるよう窓口・電話応対を心がけてきました。 ただ、上記対応をこころがけてみても、本人等が当時の状況を忘れてしまっていることが多く、情報が引き出せず事務所でできる記録確認としてはできることが限定されていることにより、お客様に満足いただける回答ができないことが多々あったことが残念です。
8742	地方庁	社会保険事務所課長級以上	記録整備で必ずしも本人有利とならない点。若い頃記録が見つかり、第4種の記録訂正後の老齢年金、障害年金が減額となったりする。	本人不利なった場合の特例措置が必要ではないかと思います。	厚生年金手番の重複払い出しなど多くの記録整備を要することは承知していましたが、物理的にも年金裁定請求時に整理する以外にないと考えていました。入職した当時からです。	年金裁定請求時に必ず氏名索引等をして、本人に職歴をしっかり確認して対応している。本人請求主義が前提で、行政から積極的に、記録整備照会のアクションを起こさなかったのは間違いだったとおもいます。
8743	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に無し。	対応人員の増加。早期解決には不可欠と思います。	年金制度の信頼にかかる急ぎ解決の求められる問題。3年くらい前。	記録整備にあたり、可能な範囲で協力要請に応じようとした。通常業務との兼ね合いもあり、人員の減は対応を遅らせたと思う。
8744	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。		国民の大切な記録を正確に整備する必要があると認識していた。 知ったのは、年金記録問題が世間で報道されるようになった頃。	被保険者記録を正確に整備しようとした。 特別便などの対応をもっと早い時期にやって、被保険者へ記録確認をすれば良かったと思う。
8745	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じ上げません。	人員を万単位で投入して人海戦術をとる。	年金記録問題が公になる前から調査業務をしていたが、5000万件もあるとは知らなかった為、公的年金制度の信頼を揺るがすほどの問題だとは認識していなかった。年金記録問題自体を知ったのは上記に記載したとおり、調査業務をしていたときから。(平成17年4月ころより)	課内で提言したが、さして問題視されなかった。 反省点としては、基礎年金番号導入時より現在の名寄せ作業を即、同時進行すべきだったと考えている。
8746	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金受給者の年金記録にこれほどの期間漏れが存在しているのかと驚き、社保庁全体として、一番に解決するべき問題である。存在することを知ったのは、平成19年度より記録問題の報道が過熱してからですが、報道前には浮いた年金記録はこの後どうなるのか、と感じていた。	基礎年金番号導入前までの、本人の記憶に頼りすぎている年金記録の管理方法に問題があると感じる。
8747	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に無し	ある程度時間を掛け確実に記録の統合を行って行くこと。	認識していなかった。 今回の問題が報道されて知った。	記録問題を解消するための対応に最優先で取り組むことを心掛けた。 記録管理について、コンピューター技術の進歩にあわせた対策をとってこなかったこと。
8748	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。		過去からの歴史的な問題。テレビでの報道。	過去から続くものであるが現職員として精一杯対応しようとした。 過去のいいかげんな事務が問題点。
8749	本庁	その他(本庁)	ないです。		今年入庁して4年目ですが、入庁した直後に年金記録問題を知りました。	当時は事務センターに配属されていましたが、事務所支援や休日対応に積極的に取り組みまし
8750	地方庁	その他(社会保険事務所)				
8751	地方庁	その他(社会保険事務所)			国民の皆様の信頼回復に向けて、最優先で取り組むべき問題であると認識しております。 マスコミ等で広く報道されることとなるまで、存在を知りませんでした。	年金記録問題については、一日も早い解決に向けて全所的に対応しております。 これについては、元々の制度的にも、記録の管理体制的にも問題があったことが発端であると認識しております。
8752	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	人を集中的に投入してひとつひとつ解決していくことだと思います。	過去の問題を先送りにしたものが積み重なった結果だと認識しています。 また、時期は公表等をされてからだと認識していますが、明確な時期はきおくにありません。	全所体制で年金記録問題に取り組む中、私もそれに参加して対応を行いました。 また、問題が大きくなる前に対処していくことが必要だと思います。
8753	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	承知しておりません。	人目を大量に投入すべきものと考えますが、年金記録問題の解決には現にその業務に従事している方やOBの方を含め知識を有している方々を投入すべきものと考えます。	基礎年金番号が導入された時点で疑問点がいくつかありましたが、その疑問点が現在の年金記録問題の一部であると認識しています。	当時は、事務所の係長であり各種の通知や事務連絡に沿って事務を行っていました。 基礎年金番号導入時に住所の事前登録を行いましたが、国民年金の被保険者は住民基本台帳の住所を厚生年金の被保険者は、住民基本台帳の住所または、事業所の旅の所在地(居所)の登録を行っています。 このことが、宙に浮いた年金記録の原因のひとつになっていると考えます。 基礎年金番号導入時にすべての年金加入者の住所登録を住民基本台帳の住所としていれば多少は防げたのではないか感じています。
8754	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知らない。	時間をかければ解決する問題と、時間をかけても解決しない問題を明確にする。	長年にわたって問題として認識されなかったことが、個人、組織としての問題。	仕事に対する責任の所在を明確にすること。 職員に責任を持たせることで、仕事の質も上がる。
8755	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	集中処理センターみたいなところを作る		基礎年金番号導入時にもっとしっかりしておくべきだったと思う(広報含め)
8756	地方庁	その他(社会保険事務局)			過去記録(カセット記録) 平成3年資格記録照会の係に配属されていたときに 紙台帳(名簿)に記録が確認できるがWMでは記録不備になっており その都度センターに照会をかけ整備を行っていた。 その当時、記録が不備でも年金請求時には再調査をおこない整備されると聞いていたのであまり気にしていなかった。	過去記録(カセット記録) 現在、記録不備でも年金請求時には請求者の職歴の再調査をおこない記録が整備されると聞いていたのであまり気にしてなかった。 その当時から徐々にでも記録整備をおこなっうべきだった。
8757	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	問題に対応する職員の増員。 あまりシステムの事は分かりませんが、特に受給者に対して一度で、記録漏れがあり、本人である可能性が高い旨の通知を分かりやすく送れれば、良いと思います。	未統合の記録。 受給者の方に対して、請求時での記録確認漏れ。 平成19年頃から。	基礎年金番号への統合。 平成9年の基礎年金番号導入時、問い合わせに対して、基礎年金番号以外の手番が分からない場合、年金の請求時に統合出来れば良いと考えていた。
8758	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にわかりません。	ねんきん特別便の回答をいただいてない方には、勧奨(訪問・文書)を行っていく。	国民の皆様から信用を失ってしまった大変大きな問題だと思います。 年金記録問題が報道等で取り上げられるようになって、その存在は知りました。	窓口応対時には、わかりやすく丁寧な対応に努め ました。お客様から提出された書類について、迅速に正確に処理するように努めました。 お客様の声に耳を傾け、サービスの向上という意識を常に持つことが大切であると考えます。
8759	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特になし	いろいろな対策がこの間取り組まれているが、現場ではその対応でいっぱいいっぱいである。	制度の問題・システムの問題に加え、国民の理解の問題と認識していた。19年のマスコミ報道等がきっかけであった。	制度の問題やシステムの問題については、地方現場では手の出せない課題であった。増え続ける業務量に見合った人的配置がされなかったことと、職員の意識にも問題があったと考えてい
8760	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	本人より申出されたとくべつ便や定期便を迅速に本人へ回答すること。また、年金記録が判明しなかった人に対しての救済策講じること。	平成14年頃業務課在籍中に別番号を持っている人がいることは知っていたが 本人からの申出により統合するしかないと思っていた。記録が抜けていてもどこかに別番号が必ずあると思っていたため年金受給の手続きの際や資格取得の際などに統合するだけでよいと思っていた。	申出主義のため自分自身では行動しておらず資格取得届等が提出されたときに疑義複等の対応をすることでよいと思っていました。 反省点については、年金番号を一人に対して何本も発行したこと、受給申請時の調査の不十分、基礎年金番号を付番した際に手番統合を行っていたと思うが手番統合されなかった人へ対応、5000万件もの持ち主のわからない番号があることを知っていた人が報告および対応しな
8761	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません。	1. 年金制度の議論をより深めていただき、制度に対する信頼感を取り戻すこと。 2. 資格取得時に年金手帳を添付することの意味をより理解していただくこと。 3、スピード感をもって、適確に処理を行うこと。	1. 一人の人が複数の年金手帳を有しており、いろいろな要因により、一つの年金番号に統一されていない実態があったことから、年金支給が正しく行われるかという懸念はあったが、事務所の窓口に年金請求に来られた時に、丁寧な対応を行うことにより、解消できるものと思っていた。今のような報道がなされる前は、複数の年金手帳が一人の人に払い出されていることが問題であると思っていた。	1. 上記については、基礎年金の導入により、一定程度の解消が図られたと思っている。 2. 年金は、長い期間を正確に管理しなければならないことは、周知の事実であり、我々がしっかり対応しなければならなかったわけですが、紙による管理方法の限界もあったと思います。
8762	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金記録の統合が完全にできていないため、年金受給額に反映されないという問題。 平成18年位だと思います。	資格取得の際に、基礎年金番号の有無を確認し安易に新規番号を払いださないようにしています。
8763	地方庁	その他(社会保険事務所)	私は詳しく分かりませんが、年金記録調査(年金特別便など)、WMに入っている加入記録とマイクロの記録が違っていて訂正をすることがあることです。	毎年1回、年金加入者へ加入記録の通知を出しご自分の年金記録を確認してもらう。 年金記録の照会の回答を本人宛にすぐに出し、時間をかけないように、どこの社会保険事務所でも他事務所に照会をかけず記録の確認ができるようにする。	社会保険事務所には記録があるので、遅くとも年金を受給するまでに記録を確認をすれば良いと思っていました。 入社してまもなく、国民年金の納入記録の照会があった時、領収書をもっているのに納付記録が入っていないとき。また、年金番号を一人の方がいくつも持っているときです。	本人の記憶をもとに何十年も前のことを正確に思い出すことは困難だと思い、本人の記憶が少しの違いで期間が見つからないこともあると思うので時間はかかりますが幅広く調査をしました。 以前から、年金加入記録について毎年1回は本人宛に通知を出していれば、その都度確認ができ、万が一記録が違っていたらすぐに対応ができた思います。すぐに対応していれば、照会者も納得いただけることも多かったのではないかと思います。
8764	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	社会保険事務所においては、通常業務に加え年金記録問題の処理にあたっておりますが、年金記録問題を最優先しつつ通常業務も遅滞なくこなしていく事は大変厳しい状況にあります。(徴収業務の職員が年金記録問題を最優先に当たることで、事業所に対してきめ細かな対応が困難になる等) そこで、年金記録問題の処理を社会保険事務所から切り離し、年金記録問題を一括で処理する担当部所を都道府県単位又はブロック単位で設置し、集中的に行うことで迅速な処理が図られ	会社が変わるたびに年金手帳を払いだしていた方が多数いたことを考えると、記録が消されたということよりも年金手帳の管理の問題と意識をしておりましたが、基礎年金番号創設以降も年金手帳の統合がなかなか進まない現状を見て、統合の進め方や記録管理に問題があるのではないかと認識をしました。	年金手帳を複数所持していないか必ず確認し、丁寧な対応に努めるようにしました。 また、基礎年金番号導入時に徹底した記録統合が不十分であったことが反省点だと考えます。
8765	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号制度が実施されたが、統合することが困難であったこと。また、時期ははっきり覚えていませんが、2～3年前だと思います。	反省点としては、人員を増やし早期に対応すべきだったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8766	地方庁	社会保険事務所課長級以上		早急に人員の確保をして、記録整備を行う	社会保険庁は、とても重要で大切な年金記録について、ずさんな管理をしていて最低なところだな、記録が整備できていると確信していましたが残念で遺憾です。 数年前に年金記録問題が新聞に取り上げられたときからです。	一日も早く記録の整備をしたい考えでした。 社会保険庁が、年金記録について、ずさんな管理をしているにもかかわらず、そのままにほっておいたのがいけなかったと思います。
8767	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			年金記録問題解明を開始した平成19年8月から今日まで記録問題解明を直接担当する部署で働いています。記録問題が存在することを知ったのは、平成18年6月に、長妻現大臣の資料要求に基づいて「5000万件」の未統合記録があることを調査したときですが、当時は、「死亡者の記録」「使用済で消し漏れの記録」という認識があり、それほど大きな問題とは考えていませんでした。実際に5000万件の記録を抽出し、解析を進めていく中で、この問題は相当根が深く、簡単には解決できない問題だということを認識しました。	個人の知識や能力ではどうすることもできない問題です。業務部や社会保険事務所の方々は、年金相談や再裁定事務など、記録を統合するために大きなご苦労されています。私は、5000万件の未統合記録を少しでも細かく分析し、統合する必要の無い記録(使用済の記録等)を見つけ出すことで、これからの記録統合対応への業務を少しでも減らそうと努力しました。 しかし、実際に解明作業に従事してみると、私の持っていた年金の知識では圧倒的に不足しており、システム構成や実際の業務取扱などの専門的な知識が必要でした。
8768	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	受給しながら厚生年金に加入していた方で、退職時に退職改定が何らかの理由で行われておらない方については、分かった時点で改定はするものの、時効特例の対象にはならないというのが現状です。社保側の説明が不足だった場合、受給者が自発的に届出するということは困難であったと思われます。こういう方々についての救済はないものでしょうか。	救済する方向で検討してほしいと思います。	基礎年金番号が導入されたことは非常に良いことでしたが、その後の段階でもっと早く的確に統合作業が行われていれば、と今更ながら悔やまれます。当時は、「こんなに基礎番が大量に発番されて、捨てる番号もきっとたくさんあるんだろうね。」なんて言っていたこともありましたが、年金請求の時に必ず確認する事項なのでその時までに確認できればいい、という認識でした。そんな折、当時の長妻議員の発言をきっかけに、事の重大さについて思い知らされました。	年金相談を受ける際には、たとえ1ヶ月でも本人の記録に結び付けられれば いいなあという思いで、丁寧に聴き取りするよう心掛けました。 この問題については、社保庁側の問題以前に、被保険者個人や事業主さらには市町村と様々な届出の入口がたくさんある中で、氏名の漢字やフリガナ、生年月日が正しく届けられていなかったことも、原因のひとつであったと考えられます。こういう事態をきっかけに、これからは、氏名の漢字やフリガナ一字一句に対して、もっと本人が責任を持って使用してほしいし、市町村も何らかの機会に戸籍と照合して本人に正しい内容をお知らせするような仕組みを作ってほしいと思います。単に社保庁だけの問題で終わらせてはいけないと思います。今の時代、名前の読み方もかなりオリジナルなものになってきています。戸籍にも是非フリガナを付記するべきだと思いま
8769	地方庁	その他(社会保険事務所)	基礎年金番号制度が始まる以前は新規で厚生年金に加入した場合に年金手帳を持たない人は新規で年金手帳を払出しており複数の年金手帳を持つ人が多くみられる。将来、年金を受給する際に全ての加入履歴を申請し統合するから大丈夫という申請主義が原因ではないかと考えます。	年金記録の統合が必要と思われる方については、年金の加入履歴(国民年金納付記録)等を1年もしくは2年ごとにお知らせするなど、加入者本人の記憶が薄れる前に確認していただく機会が必要と考えます。	年金記録は国民の皆様の大切な記録であり、将来受け取る年金額に結びつくため間違いがあっては許されないものと十分認識しておりました。年金手帳番号を複数所持している人は適用調査課(旧業務課)に配属されていた時には確認していたので将来年金を請求する際にもれることは無いのかとの心配はありましたので新規に手帳を払出する際には十分に確認をとってきました。	年金番号を複数所持する人については早急に記録統合するなど、対応してきました。現在年金受給しておられる方は高齢であり昔の記憶を全て思いだしてくださいというのはなかなか難しい。ましてや既に亡くなっておられる方の記録を配偶者に確認するというのは困難であります。国民の皆様は国が責任を持ってやっていることであるので記録もれなど無い安心しておられたと思います。もう少し早く年金記録をお知らせするシステムを作る必要があったと考えます。
8770	地方庁	社会保険事務所課長級以上	わかりません。	人手と予算をある程度かけたとしても、早急に処理をすることのほうが国民の 信頼を得られることとなると思います。	ある程度記録の未統合があることは、年金相談、裁定請求業務等に携わっていれば認識があったと思います。ただ、具体的な件数等は考えたことはありませんでした。 基礎番制度ができたときから、(予算的な理由等で)裁定時までに記録の統合をすればいいというふうにいわれていました。 問題の存在は19年春からの一連の報道により知りました。	当時年金給付課所属であったため、とにかくお客様の記録について不備があれば訂正し、問題のない記録については、安心していただくよう目の前の事案を解決していくことに必死でした。 マスコミ報道が先行、加熱し、また国政選挙の時期と重なったこともあり、職員が問題点をきちんと把握できないまま対応業務に追われた形となってしまったことは、結果記録問題の解決を遅らせてしまったと思います。 もっと全体像をきちんと整理したうえで対策ができなかったかと思います。
8771	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	早期解決には、マンパワーが必要なので、職員等の増員が必要と思われる。 また、救済措置の法の整備を行わないと、完全解決には至らないと思います。	将来的に解決しなければならない国家的な問題であると思っていたが、根が深い為、完全に解決できるか不安であった。また、いくつもの制度が存在しており、基礎年金番号が導入された当時頃(平成9年)から記録が漏れていることを知りました。	特別便が送付され、記録の確認に来所されたお客様について、なるべく思いだせるように、事業所名・所在地・業種・近隣の比較的規模の大きい会社名等の聞き取りを必ず行っていました。 反省点としては、来訪者が多く、対応できる職員数にも限りがあった為、長時間、待たせてしまったことです。
8772	地方庁	社会保険事務所課長級以上	周知以外のことはないと思います。		基礎年金番号に収録されていない手帳番号が存在することは、数十年前から知っていたが、年金裁定時に十分調査され適正な年金裁定がされていると考えていた。しかし実際には記号、番号が入っていない記録や同じ番号に重複登録されていることで、本人からの申出があっても確認できない記録があることは今回まで知らなかった。 また、国民年金台帳について、磁気媒体にデータ移管した後も特殊台帳も含めたすべての台帳を保存またはマイクロフィルムにしていればよかったと結果的に思います。	過去の問題点は未来に残さない。そのためには時間がかかっても今解決しなければいけないと思う。 すべてを解決するためには、時間、找用、労力が相当必要と思います。
8773	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	社会保険事務所に担当(専門)課を設置し、人海戦術により解決するのがよいと思います。	年金請求時に記録を確認してもらえばよいという考えが間違っていたと思いますが、基礎年金番号制の導入以降も複数の基礎年金番号を持っている被保険者もあり、完全に一人一年金番号というのは難しいと思います。	若い世代の被保険者はまだ過去の勤務先等ががが鮮明であり記録の統合等が容易でしたが、年金受給世代の方は過去の勤務先等があやふやとなってしまっているので、記録調査に苦慮しました。
8774	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ありません。	制度の存続にかかわる問題と認識しておりました。 新聞報道と同じ時期です。	できるだけ速やかに調査をおこない、本人記録として確認されたらオンラインに反映させるよう努めた。 過去のこととなりますが、オンラインが完成する昭和から平成の時期に「旧台帳」及び「マイクロフィルム」(社会保険事務所だけでなく社会保険業務センターも)を「データー化」していれば、年金裁定請求時に多くの記録が判明したと思います。今となっては本人に照会しても「死亡」などで確認が取れず、家族でさえわからない事象がたくさんあり、上層部がこのことに早く気づき対応すべきであった。
8775	地方庁	その他(社会保険事務所)	皆さんご存知だが、未加入期間があれば時効後であっても国年機関を追加しなければならないというのはやめたほうがよいと思う。強制期間だからしかたないかもしれないが、時効後に資格記録追加をすればお客様への保険料請求はいかない。請求があった期間をきちんと納付している方が数十年後にそれを見れば加入しているならきちんと納付しているはずという話に当然なる。04圃面ではただの未納となっている。未加入であれば納得される方も多いと思う。 仕事の実務的で具体的なマニュアルが必要。新しい業務についたときに必要な入力や事務作業が抜け落ちたりするので危険。それを取り戻すには大変な労力が必要となる。実際、自分も全く知らずに抜け落ちていたことがあり、たまたま発覚したので問題なく処理できたことがある。職員も激減し、専任の主査と副査を配置できない現状では、異動があるたびに引継ぎはきちんとされても細かい箇所までは1日ではできないのでそのまま業務が進むことになりそうだ。異動せず、残った職員もわからないので指摘できない。各課の定員が大幅減なのでそれぞれの業務にいっぱいいっぱいで相互に業務内容を理解する時間は到底とれないのでそれに即したマニュアルが	時効がすぎている期間の資格記録追加はやめたほうがよい。また、2年以上遡及して資格取得する場合の処理年月日をWM内に残すようにしてほしい。	5年ほど前に年金給付課に異動したとき。ただ、台帳からオンラインにいこうしたときのやり方がこんなに誤りが多く、ひどいとは思っていなかった。なのできちんと氏名検索をすればすんなりお客様の正確な記録が判明すると思っており、必ず解決できると思っていた。(年金記録問題判明前)	未統合の記録があるとわかってからは相談に来られた方に対しては可能な限り指名検索するなど未統合記録解消に努めていた。その後、国民年金課に異動してからも受給権が危ういかもしれないと判断するなどの場合は未統合記録を探して戸別訪問時に本人確認してもらったり、来所して確認することを案内していた。その後、5000万件の話がでてきて、数の多さに驚かずにはいられなかった。 意識の問題は裁定請求の解きに調べればよいという風潮だと思う。早め早めにどんな相談にこられたときにも可能な限り調査するようにしていればかなり違ったのではないか。ただ、これは意識の問題で実際は5000万件が4000万件になるようなもので、桁は変わらないだろう。一番の根本原因は本人様に記録を直接お知らせする制度がなかったことで、当初からできていれば今回の事態はかなり避けられた。ただ、以前は技術的にできなかったかもしれないができたところからでも少しでも早くからお知らせが必要だった。本人への通知がこれまでなかったのは弁解の余地はないだろう。
8776	本庁	本庁課長・室長・企画官以上		既定方針は既定方針として恩直に一つづつ進める。 他方で, 将来の記録問題を生じないように日々の業務を丁寧に進める。特に, 二重チェックしなければならない業務は確実に二重チェックを行う。	着任時に記録問題は周知の事実であった。重大性についても公知の事実であった。	既定方針を実行するために, 可能な限り迅速に対応した。 反省点としては, 1 様々な指摘に対して事実関係の把握が遅れた。 2. 実務的な課題を制度設計に行かせていなかった。 3. 現場の一部職員による規律欠如, それに対する管理の不徹底。 4. システムが性善説を前提にできている。 5. 本庁・業務センター間の役割分担の不明確さと縦割り意識。 など。 加えてコスト(時間, 手間, 費用)意識が希薄であることも問題解決に向けた効率的な事業執行を妨げている。
8777	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	対象件数が膨大であることから、人員の強化をするしかないと思います。	今回の問題を知ったのは、平成19年の厚生年金の名無しの記録の調査が開始されたときです。その時、これほど大量の対象件数があることを知り、重大な問題であると認識し、その早期解決が必要となると実感しました。	これらの問題は当時の管理体制の甘さ、認識の不足が大きな要因と考えられます。 これらの問題について、率先的に記録の調査を実施するとともに、その後のフォローアップ等について、事務の効率化に取組み早期解決に取り組みました。
8778	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にない	ねんきん特別便のような対応しかないと思います。	昭和55年頃、社会保険事務所の業務課へ配属され、厚生年金の記録に携わった時、大量の過去の記録があることを知りました。その記録は本人から年金請求時に申請されるものであると聞きました。 しかしながら、被保険者は就職のたびに複数の手帳番号の交付を受け、また、年金請求時には本人が忘れてしまっている記録が多いことを知りました。当時はコンピューターも無い時代であり、名簿や紙台帳のみで管理された記録が現在のような形で本人の記録として確認する手立ては無く、本人が申請しなかった年金記録は、給付されない記録になってしまうというのではないかと認識していました。	当時、事務所では重複して手帳番号を交付しないよう広報や説明等も行なっていたように記憶していますが、私個人ができる対応としては特になかったと思います。 平成9年までの年金加入記録は、年金受給時に本人を特定できる情報を有しておらず、制度発足時から本人の申請行為で給付が行われていたものであり、現在のような行政サービス的な事務方針とは異なっていたため、記録が山積したものと思います。 以前から記録の管理や処理については、紙名簿や台帳方式では解決の限界があるものの考えられていたと思いますが、コンピューター導入以降には早期に宙に浮いた記録の処理を行うべきであったのではないかと考えます。
8779	地方庁	その他(社会保険事務局)	旧台帳更新(書き換え時)時に、氏名生年月日の誤りや厚生年金番号の記入誤りが見受けられ、そのことにより、記録の漏れや誤って他人の記録が登録されていることがある。また、オンライン化される前に年金の裁定を行っているものの中には、厚生年金被保険者記録(第1種)で裁定されなくてはいけないものが船員保険被保険者記録として裁定され、現に年金を受給されているものもある(対応中)。	制度発足時からの台帳がすべて社会保険庁に存在しないことから、現在の方法では解決は不可能であると考えます。しかし、申立者が申立をしている内容、申立者の現在の記録、保有している台帳の内容を吟味し、限りなく当庁に瑕疵がある場合は申立どおり認めても良いのではないかと考えます。ただし、どのようなときに、申立どおりとするのか一定の基準を設けなくてはならないところが今後の課題となると考えます(一定の基準を設けるには、都道府県により台帳の癖があるためかなり苦慮するとは思いますが)。	平成19年の報道を基に認識しました。また当初は、何が起こってるのか、なぜそのようなことが起こったのか理解するまでに時間がかかりました。また、国家を揺るがす大きな問題(国の信用を失うほどの大きな問題)と認識しました。	とにかく、被保険者の方や受給者の方に一日でも早く安心していただくため、期間照会業務をしていこうと思いました。 当然、事務処理に関しては、透明性を行い、全国統一の事務処理体制を構築していくことはもちろんのこと、社会保険庁が管理している年金記録は、国民の皆さんが年金を受ける年齢になるまで預かり、またその記録を基に、国民の皆さんが老後の生活を営むための資金となる大切なものであるとの認識し、責任をもった業務を行うようしなくてはならないと考えます。
8780	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	問題があれば早急に対応し、早期解決に向けて最大限の努力をする。	目の前にあることを対応するのが精一杯でした。この問題については、新聞等の報道で初めて知りました。	この問題について、1件1件解決するために努力しました。
8781	本庁	その他(社会保険事務所)	なし	本人等に確認してもらうしかないのでは。ある程度本人の申し立てどおり訂正するという姿勢をとらざるを得ないと思う。	国年記録、厚年記録を別々に管理をしていたという時点でこういった問題が起こりうることは十分予想できる。年金請求時に本人に確認してもらえればそれでよいという認識はあったと思う。	請求時に記録を整理すればよいという考えがあった。年金記録をリアルタイムで正確に管理するという意識がなかった。
8782	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	・定期便の送付と老齢年金裁定時に窓口等で再度記録の確認を行う方策でよいと考える。	・重要な問題であり、本人記録を示し確認と記録漏れがある場合は、調査が必要であり正しい記録に整備する必要があると考えた。 ・全国オンラインシステムが導入されたときには、古いすべての記録も収録されているものとずっと思っていましたので、報道があって初めて知りました。	・被保険者と受給権者に対して早期に本人記録を示し確認と記録漏れがある者には、調査が必要であると考えた。まず、来訪者には年金記録をお見せして記録の確認をお願いした。 ・この問題が発生した当初は、調査に必要な資料等が整理されていなっか用に思うので、すべての面において十分な事前準備事務を行った上で対応した方がよいと考える。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8783	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道されている以外は、知りません。		国民の年金、社会保険庁に対しての信頼を裏切り、大変とんでもない問題であると同時に、国民の皆様に多大なご迷惑をおかけして申し訳ない気持ちでいっぱいです。マスコミ報道で知りました。	国民の皆様に、とにかく記録もれを早くみつけて、間違いのない記録にできるよう窓口、電話での対応には慎重に、かつ丁寧にするように心がけました。年金受給中の高齢の方は、当時の記憶を覚えていないことも多く、なんとか思い出していただけるように色々な話を交えながら、対応しました。 度重なる年金制度の改正や、コンピューター化されたときの問題など、様々な要因が考えられますが、社会保険庁発足時からの書類の管理方法や、職員の勤務態度など、いい加減にしてきた
8784	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にございません。	新たに社会保険にご加入いただく時は事業所様と被保険者の方々に必ず基礎年金番号を特定して頂きやみくもに新規に基礎年金番号を払い出さないご協力をしていただく。	厚生年金の資格照会業務に携わった時旧姓の記録のままの方、生年月日を 偽って働いていたことを自覚している方、氏名を複数使用していたという方が本人の申し出により判明し、記録訂正に結びついたという事例は多々ありました。それ以外にマイクロフィルムの記録をオンラインにする際誤入力が多々あることも業務の中で知りました。できるだけご本人様に職歴等と伺い記録に結びつける努力をいたしました。	資格照会にあたりご本人様に詳細を伺いました。ただ、こちらからヒントを申し上げることに制限があった時期もありましたから限りなくご本人と思われる記録も特定できかねるとこがございました。
8785	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	国民の皆様の信頼回復が一番であるが、早期回復を意識しすぎ、例えば第三者委員会での記録回復条件の緩和等で本来保険料を納付していないと思われる者が記録回復する等不公平が無いようにしなければならない。 記録問題回復に全力をあげて取組むとともに、お客様に真心をこめて接することが一番だと思う。	日本の官庁のなかで、これだけ長期にわたり膨大な情報を保存しているところはない。厚生年金保険制度が始まった当時と現在では、世情も差があるし、認識にも大きな差がある。ただ保険料を納付した方の記録が欠落していることには大きな問題がある。その問題を解決するには大きな労力が必要であるが、やり遂げなければならないと認識した。	お客様の信頼回復に向け全力で取組もうと考えた。 特別便送付により、各社会保険事務所に来客が殺到した期間については、積極的に事務所支援に赴き、接客を行った。
8786	地方庁	その他(社会保険事務所)	別人記録であると回答をいただいている方に対し、何度も同じ内容の照会がされるケースがある。	別人記録の登録を出来るシステムを作る	ごく一部の記録についての問題でほとんどの人の記録については、問題がないと思っていた。 記録問題が表面化して、具体的問題が明らかになってから。	上局の指示にしたが対応。 解決するまでの期間にこだわりすぎ、準備不足のままスタートしたため。
8787	本庁	その他(本庁)			持ち主の不明な記録があることは、把握していたが、それをどう整理していくのかは、作業が困難すぎて、想像がつかなかった。 平成12年ごろお客様から記録の照会を受けたときに、本人のものと思われる記録はあったが、本人特定ができず整理できないことが、たびたびあった。	本人様にその記録が本人のものという証拠(事業所名等)を思い出してもらおうといろいろ質問することしかできなかった。 記録に載ってる情報では、本人と確定できないことが多々ある。また記録自体も昔のこと、しかも1月だけ在職等期間も短いことが多く、本人も働いたことすら覚えていないことも多い。(そういう記録については、本人様もあきらめていてもういいですといわれることも多い。)逆に長く働いていて年金額に結びつきそうな記録は、本人様が覚えていて特定できないことはほとんど無い。記録を整理するうえで、短期間の本人特定ができないものをどうするのか。反省点といえば、そのとき正確に本人の記録として整理できていなかったことが上げられるが、以前はWM(端末)もなく、紙台帳と各事務所間のやりとりだけで全国すべてを整理しようとうのに無理があったのではないか。 また、自分が働いたのに記録自体出てこないという方もいる。(標準報酬が少なすぎるとも)この場合は、必ずしも社保側のせいだとはいいきれず(本人の記憶違いかもしれないし、事業所が適用の届けを正しく出していないかもしれない。)、対応が難しいが、総合的にどのような判断が
8788	本庁	その他(本庁)	知りません。	変に救済等を考えるより、法律に基づき為すべきことを着実に行うこと。	地方庁に出向して少し経過した頃。 大変な問題とは思ったが、起こるべくして起こったと考える。	申し出をされるお客様の記憶だけが唯一の手がかりなので、 一件ずつ丁寧に、自分のできる限りの調査・検索を行った。 この問題の本質は、年金制度がスタートした時点からの法律の不備であり、 それに年金を裁定する人や、請求する人の認識不足が相乗し、 最後に現在のオンラインシステムのように発達していない仕組みが加わって 起こるべくして起こったもの。 よって、反省できるのは年金に関わった人たちが、 認識の向上を図るようにできなかった点のみであり、 現時点では前を向いて、一歩ずつ着実に解決していくことしかありえない。
8789	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	現在、私が行っている業務は、記録問題と関わり合いが薄く、また、問題発生時に他部局に出向していたため、詳しいことがわかりません。	宙に浮いた記録がある等。平成10年頃に年金番号課に在籍中に知った。	当時、記録の統合を進めていたが、労働組合の反対によりなかなか進まなかった。社会保険庁は労働組合の力が強すぎたのだと思います。
8790	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	特に考えていません。	年金記録問題が存在することを知ったのは、いつの時期かははっきりと記憶していませんが、期間照会や、年金の請求時に本人からの聞き取りで、手番が複数あったり、記録がうまく収録されていなかったりしていることは大変なことと思っていました。	本人からの照会に対しては誠実に対応しました。 記録の遡及漏れや、再取得の際に手番の確認がうまくできずに、あらたに被保険者証を発行したため、複数の手番が存在してしまったことによると思います。 ただ、本人が生年月日や名前を偽って加入していたケースが、期間照会ではかなりありました。
8791	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在判明している記録問題については、都合のいい解決策はありえません。優先順位を決めたうえで、時間をかけ1件1件着実に片付けていくしかないと考えます。 今後については、さらなる制度の周知徹底と、定期的な点検の仕組みが必要と考えます。	平成17年度採用のため、年金記録問題を認識したのは在籍中です。 年金記録問題については、制度のシステム的な面からある程度は発生することもやむない部分があるとは思いますが、これほど多数かつ長年にわたって放置されていたことが驚きでした。	年金記録問題の発覚当初は、マスメディア等を通じて聞違った思い込みをされているお客様が多かったため、どのような原因で問題が発生し、どうすれば解決できるか、事実をありのままに伝え、安心していただくことを念頭におきました。また、後々にトラブルの種を残さないよう、問題を発見した際はすぐに解決するよう心がけ、現在だけでなく数年・数十年のスパンを意識して仕事に取り組みました。 なお、今回の年金記録問題の反省点としては、認識されていながら長期間放置され続け誰も取り組もうとしなかったこと、定期的なチェックの仕組みがなかったこと、さらに制度の周知徹底不
8792	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	人員を増やして早期に解決させる。	認識はありませんでした。年金問題が発覚してからです。	ひとり、ひとり、お客様の立場にたって対応したいと思いました。反省点としては年金の請求主義が問題であったと思います。
8793	地方庁	その他(社会保険事務局)		こちら側のみで解決できる問題ではないため、現時点では現在のように本人様へ確認のご協力をお願いする以外にはないと思われる。	制度上、国民年金・厚生年金が別の制度であり、それぞれ別の年金番号にて記録管理を行っていたところ、基礎年金番号制度が後に成立したことを考えれば、現在の問題は当然出てくる問題なんだろうということは考えていた。 問題の存在は、採用当時(平成16年)から手帳番号という番号に、基礎年金番号に管理されている記録とは別の記録があることは知っていた。	当然のことではあるが、窓口にいらっしゃる方やお電話をいただいた方についてご自身の記録について確認を行ってもらい、可能な限り調査を進めてきた。この問題に特効薬のような策は無く、地道に本人確認を行っていくことしかない思っている。 反省点としては、老齢年金は長期的保険であり、社会情勢の変化や政治的な局面でその都度、特例や改正などが行われているため相当複雑な制度になっていると思われる。管理の難しさや制度の複雑さを解消するという面から考えれば、年金制度一元化の議論を進めていき、長期的な視点から当族保険のことを考えた制度構築が必要ではないかと考えている。
8794	地方庁	社会保険事務所課長級以上		記録が存在しているものの、本人や家族が覚えていない場合など、本人と特定する情報が不足しているものについては、関係各所からも協力をいただき、必要な情報の提供を求める。		基礎年金番号導入時、本人からの回答が得られなかったなど、結果として統合に至らなかったものについて、行政側から何らかのアクションを起こす(現在で言えば年金特別便)という発想を持てなかったことを個人的には反省しています。
8795	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ないと認識している。	国民年金の記録照会に対しては、市町が持っている記録の収録を早期に行えば回答もスムーズにいくと思う。	ほとんどは、簡易な未統合記録と思っていたが、時間がたつにつれ、このような(1430万件等)記録があるなど、どんどんでてきたため内心びっくりしていた。 テレビ報道で知ったようなものです。	通常業務と重なる中、専属スタッフを早期に増員できなかったことが、照会に対する回答が遅れたと思う。
8796	地方庁	その他(社会保険事務局)				
8797	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	過去において、特定の会社において企業内の人事異動の際に、引継がうまくされず空白期間が生じているものがあると聞いている。社保庁だけの記録管理の問題だけでなく企業における人事管理の問題や、市町村検認時代の記録管理の問題もあり、全てを解決するのは困難ではないか。 しかしながら、WMにおいても、氏名や記録が登録されていないものも多数見受けられるため、今後行おうとしている紙台帳とオンラインとの突合を早期に行うことが記録問題を少しでも解決させる方法と思われる。また、現在での記録照会においては、氏名での索引となっているが、氏名のふりがなにより検索困難であったり、登録されていないものの関係で照会困難なものが多い。システム変更により生年月日でけでも検索できるようになれば照会業務がスムーズに行くことが多いのではないかと思われる。 マイクロフィルムの検索では膨大な時間と手間がかかるのでシステム刷新により記録照会ができ	収録未済に関する問題では、WMにはすべての記録が登録されているものと思っていた。マイクロ確認する場合は、WMの記録と本人の申立期間に相違がある場合に確認するものであると思っていた。 同一人物が番号を複数持っている件に関しては、期間・会社名等の情報を一切教示できないとの指導であったため、統合できずに浮いたままになるものがあり将来年金をもらう際に不利益になると感じていた。	厚年の適用において、新規取得の際に番号が記載されておらず、同一氏名・生年月日にて番号がある場合は電話等で聞き取りを行い、過去の記録とつなげるように努力はしていた。また、年金手続きの際に来訪された方で、過去の職歴が定かでない方で他の記録がある場合は、同僚の名前や努めていた場所・業種の聞き取りにより統合するよう努力した。 以前の取扱において、会社名・期間を提示できない、また誘導するような聞き取りをしてはならないという取扱いが手番統合に至らなかった原因であると思う。また、職員間においても、過去の記録をつなげようという努力・誠意という点で温度差があったのではないかと思われる。しかし、安易な統合をによる統合誤りも生じているため、長い年月の積み重ねでもあり過去の記録の取扱いについては非常に慎重にせざるを得ない部分もあり、どの方法がベストであるとは言い難いと思う。今後は、二重払い出し等がないよう年金番号の管理徹底が必要であると思う。
8798	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし	対象者の洗い出しと、訪問調査。	杜撰な管理体制。世間で騒がれ始めたころ。	社会保険庁に入庁した。
8799	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。			
8800	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現時点において期間照会等の事務が集約化されているので、特にありません。	窓口や電話の問い合わせで手番号が未統合の方が多かったので、当初は基礎年金番号実施以前の年金の手帳番号の統合が漏れており、WMの氏名検索等ですぐに確認が出来るものだと考えておりました。また、年金記録問題が存在することを知ったのは採用・配属されてから一年程度経過してからの事でしたので、問題が存在することを知ったのは年金特別便を送付すると	旧台帳における年金番号・事業所番号の二重払出、コンピュータへのデータ入力の際における二重チェックの不備等が反省点として挙げられるとおもいます。二重・三重のチェックがされていれば、被保険者本人の年齢からしてあり得ない年月日での厚生年金保険・共済組合加入のデータが統合されるケースは回避できたのでは…と思いました。
8801	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	わかりません。	年金記録問題については、最初、手番の統合もれであると考えていました。年金請求の際は、必ず、氏名索引から、手番が出てきたら、ほかに勤めていた会社等ないか、必ず確認はしていましたが、本人が知らない間に加入していたという例も多いことから、このような記録もれがあったのだと考えていました。実際、旧台帳からの記録漏れや、国民年金の納付記録漏れもあり、かなり、大規模なものであることに、職員でありながら、おどろいていました。この問題の存在を知ったのは、報道がされるようになってからで、旧台帳関係での漏れを知ったのはこのの調査等の仕事をするようになってからです。	現時点で、できることをするしかないので、漏れていた記録についての、統合作業をすすめていくために、本人に確認作業をし、また、記録がみつかった場合の年金受給記録の訂正を早く進めるため、業務センターへの進達を早くすることをしました。 記録の調査に、時間がかかっていることも問題ではあるが、記録がみつかっても、年金額が変更になるまで、1年以上かかることが今だにあることが反省点であると考える。また、年金額が下がる人の記録は、どうすればいいのか、受給権発生当時の合算対象期間が今となっては不明のため、受給権がなくなってしまう人等、どのように対応するのか不明なことが多く、このような新しい問題についても、対応を急ぐべきではないかと考えます。
8802	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	記録調査に関しては、マンパワーをかけて行わなければ早期解決は難しいと思う。	本人が記憶している加入記録(納付記録)と社会保険庁が保有している記録に齟齬があり、本人の記憶違いでなく社会保険庁のミス等により加入記録(納付記録)が間違っているという問題。 18年以降だと記憶しています。	台帳からコンピュータへの記録移行についてどのように行っていたのかわからないが、記録の移行に関してチェックが甘かったのではないかと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8803	地方庁	その他(社会保険事務局)		短期間で解決をめざすのではなく、10年15年十分に時間をかけて解決させるほうがよいと思います。	年金記録を取り扱う職員としての認識の薄さが今日の問題の端緒となっていると思います。 また、自身が知ったのは平成17年ごろです。	いかに自分が重要な仕事に携わっているか意識向上に努めました。
8804	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
8805	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金推進員を、長期間に渡り(市町村からH18年6月まで)現場での職務として来ました。 徴収した収納月数は数多い経験をもとにお伝え致します。 保険料の納付はご夫婦であっても、ご家庭の都合でお一人のみ納付希望での徴収が多くありました。 国民年金課や、特別便のご相談対応を含めた多くの人は、 「夫婦で納付しない訳が無い」と力説されています。 場合によっては、第三者委員会に於かれまして、納付が認められている場合があるとすると心が痛みます。	第三者委員会でのご対応と、ご判断になるかと存じます。	収納業務をしていた時から、疑問を問いかけられていました。	特別便での対応時には、お客様ご本人に聞接的に説明をしていました。 ご理解を頂けないことがほとんどです。 その後は、書類にて調査として受理する以外には無いと思います。
8806	地方庁	その他(社会保険事務所)	被保険者、被保険者であった人が、自分自身で今までに公的年金を受給資格を有するに全く足りない年数しかかけていないと、自覚している人などは、今回の件に関心をもたず、いくら文書をだしても、訪問しても、本人に直接会うことができなければ、記録の確認は難しいと思う。又、本人死亡などで、直接本人に確認できないケースで、身内のものでは、確認できないこと多く、1	地道に今の作業を続けていくしかないと思う。	就職したときから、記録に関しては、受給手続き時に最終的に確認作業をするものだと、思い込みがあったと思う。又、基礎年金番号導入前から、この問題はあったはずであることを、今回初めて認識したが、当時は、そこまで考えることできなかった。	長時間かかることは、さけられないと思うので、地道に目の前の被保険者に対し接触時に確実に記録整備していくことを心がけている。反省点としては、制度発足時の周知不足。
8807	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	幹部職員のみならず深刻な問題であっても開示をして全職員に関心を持たせ他人事ではないという意識を持つようにする。	報道を見て知りました。	業務知識のレベルは全員が非常に高いと思いますが、こまかいルールを尊重するといった部分、マナーは希薄にかんじました。
8808	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	ありません。	素人の派遣職員ではなく、年金業務に経験のあるOBの活用を考えてはどうか。	病院問題の担当で初めて社会保険庁に勤務しているので、年金記録問題は報道されるまで知りませんでした。	特にありません。
8809	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	既に、死亡されている方がいたり、また昔のことを覚えている方や資料を保存している方がほとんどいない現状では、100%年金記録を確認することは困難だと思います。 1年等の期限を設定して、専属の専門チームで徹底的に記録問題にあたり、その上で不明な記録が残った場合は、政治判断で年金記録問題を終了させ、過去の業務でなく将来に向けた業務へ邁進する。	平成20年9月採用であり、よくわかりません。	厚生年金の届出は事業主が届出しているが、事業主の届出内容に問題があることが、年金記録問題の要因の一つだと思います。 したがって、事業主の届出は常に不備があるものという観点で審査をし、事業主の届出を厳格にすることが必要だと思います。
8810	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	トップからの指揮のもと、必要な人材を、必要な人数配置し、問題解決に向けて未処理件数を減らしていく。	組織の解決しなければならない最重要課題。 新聞やテレビ等の報道を通じて、3、4年程前に知った。	窓口相談、電話確認、記録調査等の業務に携わってきたが、自分が関わった案件については、責任をもって解決しようと積極的に努めた。 オンラインへの入力誤りや持ち主不明の記録など、年金記録管理がずさんであり、そのことに対して今まで有効な対策を講じてこなかったこと。
8811	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	記録問題を扱う部署を切り離し、そこに人材を集中させるべきだと思う。現状は、通常業務と平行しているので中途半端な対応になっている。	宙に浮いた5000万件については、根本的には基礎年金番号導入時の制度不備(法律の不備など)と統合への行政側の意識の低さ(本人からの申し出にたよる)が原因。 これについては、消えているわけではなく統合するためのアプローチに問題があると認識していた。 台帳からオンラインへの移管の際のミスは、宙に浮いた5000万件の特定を困難にし、また年金受給金額に影響をあたえるなど年金記録問題の根本的な部分と認識している。 これらの問題があるのは、私が入庁しこれらの業務に携わった7, 8年前から知っていた。	統合処理については、当時から現行の法律では本人からの申し出たよっていたので年金記録の確認の際は、聞き取りを十分おこない台帳やオンラインなどで慎重に確認していた。 しかしながら、個人的な対応では限界があるので、当時から現在おこなっているような組織的な対応をできるよう現場からもっと声をあげるべきであったと反省している。
8812	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じません。	持ち主不明の記録を一件でも減らすために、今後も地道な調査をしていくしかないと思います。	適用課に配属されたときに持ち主不明の記録がたくさんあることを知りましたが、5000万件に上っていたことは報道で知りました。	申請主義だったため、お客様から申し出がなければ、記録について調査をしなかったことが原因のひとつとして挙げられると思います。 私は、お客様からの申し出がなくても本人と思われる記録が見つかった場合は、ヒントを教えてたりして記録確認を行いました。
8813	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金問題は制度、組織の体制、被保険者ご本人の認識、等複数の要素が絡んだ問題と、認識していました。 基礎年金番号に登録されていない手番が、複数あることは、平成15年頃、厚生年金の期間照会業務をしていて気づきましたが、具体的な件数は、今回この問題が大きく取り上げられるようになって知りました。	登録されていない手番については、照会のあった内容以外のものが判明すれば、本人に確認を取るなど、登録漏れの記録を無くすよう努力しました。 今回の結果を真摯に受け止め今後も登録漏れの記録無くすよう努力していかなくてはならないと思います。
8814	本庁	その他(本庁)		人員を増やして、記録の統合や、年金の再裁定を早く進める。	年金の支払いにかかわる大変な問題だと思いました。 マスコミに報道された数年前だと思います。	年金記録を解決しようと相談窓口に出ていました。 浮いた記録を統合しないでそのままにしたことが反省点だと思います。 地方では、組合がとても強くて、そのことも権利の保障という名のもと、隠蔽体質につながったと思います。
8815	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし。	定期便を一時停止し、残留を即時解決することが先決と考える。	職員が知らない旧台帳などいろいろな問題が次から次から現れ、そのたびに対応に追われ大変な思いをした。(現在も)	基礎年金番号が導入されたときにもう一歩踏み込んだ対応が必要だったのではないか。現役の記録でさえ基礎年金番号に登録できていなかったのは問題がある。(過去記録の整備を行ってはいたが、返信率の低さに対し、手を打てなかった)
8816	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	記録問題は専門知識が必要な場合が多く、知識のある人の増員が必要。	制度の複雑化と、職員の怠慢が問題と思います。 問題を知ったのは、世間に報道されてからです。	事務所に訪問されたお客様や電話での問い合わせに対し、親切丁寧に対応するよう心がけて対応してます。まだ、回答票等についても積極的に調査・対応を行っている。信頼を取り戻すためには、丁寧な対応を行っていくしかないです。 この問題についての反省点については、職員の年金記録に対する意識が足りなかったと思います。 また、年金制度についても、複雑であり理解が難しい部分があるため、お客様にたいして制度の周知が足りなかったのではないでしょうか。
8817	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	判明した期間により、実際に受給額が増えるなどの処理が完了しないと、個々の方の問題解決にはならないので、今はとにかく処理できる人数を可能な限り増やし、1件でも多く処理していくしかないと思います。	当初は、被保険者本人が転職したときに、次の勤務先へ年金手帳番号の提出をしなかったことや、平成9年1月の基礎年金番号導入時に、他の年金番号があることの届出をしなかった等、基本的に本人の届出もれのために起こった問題という認識でした。 ですが、調査しても、氏名・生年月日・性別の誤入力等で、記録がすぐに判明しない事例が多々存在することを知り、機械化になった際の入力作業のずさんさが今回の問題を大きくしたのではないかと考えるようになりました。 統合されていない手帳番号が存在することは採用されて業務をしていくなかで知っていましたが、このような大きな問題であると認識したのは公に取りざたされるようになってからです。	氏名検索だけですぐに期間が判明しない場合も、時間は要すが本人から聴取した内容で可能な限り調査することを丁寧に説明するように努めました。 特別便・名寄せ・旧代等から、同一の方に複数の照会文書がいき、それぞれで届出がされたりで、不要な届書があるために余計に処理件数を増やしていると思います。
8818	地方庁	社会保険事務所課長級以上			問題はいろいろあるなかで、加入記録の管理方法の問題もそのひとつと考える。 厚生年金の制度発足が昭和17年、国民年金が昭和36年であり、当時の管理方法が、各社会保険事務所単位での紙媒体での管理であり、この紙媒体を昭和30～40年代(時期は私も把握していない。)より、順次電算化を実施してきたところです。当時は、電算化とはいえ、現在のようなオンライン技術も発達していなかったため、バッジ処理というもので、被保険者の記録を電算化するための時間も手間もかなり要していたことは、事実であります。このため、裁定請求してきた被保険者にかかる記録(本人申出の職歴にかかる記録)の電算化だけで精一杯であり、本人が忘れていた職歴に係る記録が取り残されていったと思われる。また、制度発足当時の紙台帳等が膨大にあり、その全てを電算化できなかったことから、今現在も紙媒体のまま多く残されているものである。 このことについては、データ処理にかかるコンピュータ技術との進歩と共に歩んできたものであ	過去の厚生年金記録の調査に来られるお客様に対し、コンピュータ上、記録がない場合には、紙台帳に記録が残っている可能性が高いことから、その調査に重点をおいて調査するよう心がけていた。 反省点としては、コンピュータ上、未収録となっている紙台帳記録を、この問題が表面化する前から、順次収録していくような取り組みをするべきだったと考える。
8819	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	組織全体として、更なる知識・情報の共有、関連部署との協力、連携をはかること、マニュアル処理等の徹底をすることと考えています。	国民の皆様の生活に直結した一刻も早く解決をしなければならない重要な問題と認識しています。	ねんきん特別便送付時に窓口対応に従事し、数多くのお客様と接する機会を持つことができました。その聞心の高さや、不安、不満を抱かれていることを肌身に感じ、お客様の立場に立った親切・迅速・丁寧な対応をこころがけてきました。更なる知識の取得に努め、より多くの国民の皆様のご理解をいただけるように心がけたいと思います。
8820	地方庁	その他(社会保険事務所)	今回の期間照会で調査をしている中で見受けられた事象として、国民年金繰上げ請求者で厚生年金期間が1年未満の者の厚生年金請求漏れ、特別支給の老齢厚生年金の受給者が退職届を出さなかったことによる老齢年金の裁定金額に誤りのあるものがありました。	国民年金の繰上げ請求者で厚生年金の請求漏れの者については早期に対象者を把握し、裁定請求書を送付すること、今後については65歳時に裁定請求書を送付することが考えられます。 退職届が出ていなかった者については、対象者を把握し、退職届の届出勧奨をすること、特に、記録不備のため、当時、退職届に勧奨が送付されなかった者については時効特例に該当するかご検討いただくことが必要と考えます。	厚生年金記録に氏名が入っていない、旧台記録がある、記録の不備があることは採用時(昭和61年11月)より知っていました。 オンライン化(昭和63年1月)の際にはエラーも含め相当数の不備記録があることを知りました。 厚生年金の記録に氏名が入っていない、旧台記録がある、不備がある件数を具体的に知ったのは平成19年です。	オンライン化(昭和63年1月)の際には、当時業務課で、できる限り記録補正処理をしました。また年金給付課在籍時、裁定請求の受付をする際は、本人に勧めた記憶がないか、国民年金を納めたことがないかを聞き取り、当時できる限りの名寄せはしていました。実際に、名前が登録されていない、旧台記録、不備記録等を探し出し、年金を支給したケースはたくさんありました。 しかし、不備記録、不完全な記録を認識していながら、件数がどれだけあるのかも知らなかったことが、問題を大きくしていたことは事実だと思います。先輩方も問題を知っている方ばかりでしたので、現状での解決策は自分がいかにお客様に説明し、記憶を引き出し、丁寧な調査をすることができるかを考えるだけでした。 全体の数字を含めた状況を認識することができなかった、つまりは問題の大きさを認識せず、お客様の申出を待っていたことが反省点であったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8821	地方庁	その他(社会保険事務所)	思いつきません。	一件一件、地道に記録を整備していくしかないのではないかと思います。	旧台帳の存在については知らなかったが、手番の未統合が多数あることは知っていた。 以前は、未統合とはいえ記録としては残っているので大丈夫であると認識していたが、自分の年金記録が正しく管理されている安心感をもってもらえるように整備していきたい。	旧台帳のWM登録ができていなかったことが大きかったと思います。
8822	地方庁	その他(社会保険事務局)	とくにありません。	年金記録の調査については、やはり経験が必要と考えます。記録問題の対応に全職員があたっていますが、判断等にはいくらマニュアルを使っても差があり結果、回答までの時間がかかりすぎている。業務経験者による集中的な業務処理体制の構築必要です。ただ、今後の組織を見るとかなり難しいと思われますが・・・	平成11年頃に厚生年金の記録調査を担当していた時に過去記録の氏名や報酬等、台帳と違うことが多いので注意が必要と引継ぎを受けた。当時は、WM導入時のパンチミス、経過はよく知らなかったが調査には細心の注意を払うようにはしていた。標準報酬については、記録調査のお客さまから相談をうけて実際の報酬と相違していることがあるのは認識していましたが改ざんがあることは最近知りました。年金記録問題は社会保険制度の信用問題。どんなに困難であろうと最後まで私たち社会保険職員が責任をもって対応しないといけない。	厚生年金の記録調査を担当している時は、(8)にも記載しましたが細心注意を払い、調査を行っていた。年金記録問題がクローズアップされてからは、自身のもっている経験をフルに使い調査業務の支援にあってきた。電算化導入時のことは知らないのでわかりませんが、基礎導入時の平成9年には基礎への統合のため記録調査を行ったときには、氏名の変換ミスや生年月日のパンチミス？等は確認されていた。年金記録が問題になるまでの10年くらいは特別なにも行っていないように思われます。問題が表面化してからしか対応を行っていない社会保険の体質は本
8823	地方庁	その他(社会保険事務所)		台帳突合によりWMデータの修正を急ぎ年金記録を回復させること。 ご相談に来られるお客様、電話にて相談されるお客様一人ひとりのご相談に際し、一番よい方法等をお示しできるよう私たち職員の質をさらに向上させる。 また、国民の皆様に年金制度(法律・歴史・仕組み)をこれまで以上に丁寧に説明ご理解を頂き、事務を行う職員だけでなく、広く国民の皆様に年金広報していくこともしていきたい。コミュニティーでの広報、学校教育現場での説明等々。	基礎年金番号に登録されていない手帳番号が数多く存在していることへの認識はありました。平成9年当時基礎年金番号発足時から順次登録を促してきましたが、制度周知がいたらず平成19年に数多くのお客様より指摘を受け事の重大さを痛感しました。	いわゆる宙に浮いた年金記録と問題視された時点よりは事務所窓口での相談に常に先頭に立ちお客様の相談にお答えしてきました。国民年金の納付の相談等あらゆる機会に年金記録の確認をお願いしいち早く手帳番号の登録が進むよう努力してきました。 今、古い過去の記録の照合を急ぎ行っている現状に、もっと前から照合を行っていればとの反省の念がぬぐえません。 現在は記録の入力等に際し最大の注意をもって二重チェックを欠かさず行っています。
8824	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に存じ上げておりません。	外部機関や有識者の解決にむけての提案等を広く応募し方策をとることが望ましいと思う。 また、監督庁と現場の温度差があると思うのでしっかりと現状を把握し、一体となって取り組む必要がある。	社会保障制度の信頼を脅かす重要な問題だと認識しています。 問題を知ったのはマスコミなどで騒がれていた17年ごろです。	自分としましては、相手の視点にたったしっかりした対応を心がけ問題解決そして信頼回復に向けて全力で取り組んできました。 また、この問題にむけての反省点としては、国民の方々が納付したお金を将来老後の生活を支える年金としてお預かりしているという意識が足りなかったのではないかとそこにこの問題の反省点があるのではないかと思います。
8825	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ありません。	今年になって復興しましたが、世間で騒がれ始めた平成17年頃から、興味深く見ていました。実際にこの職場での経験をした立場からすると、起こるべくして起きた問題であると感じました。当時の手作業からコンピュータ化に至るまでの作業の中での管理体制や職員の意識も低かったように感じます。ただ、複雑な制度やお客様個人への情報も少ない中で、自分自身の記録について、認識をしていない方も多かったと思いますので、どうすればこのような問題が起きなかったかを考えると、とても難しいことと感じています。	現時点では一人一人のお客様に丁寧に情報を伝えることと、記録問題に関しては迅速な対応をするように心がけています。 人間の一生に関わる大切な記録を扱っているということを職員が自覚をし、古い公務員体質を捨て、サービス業の感覚を持って望む必要があると感じています。 現在の職員は、その感覚を持って働いていると思います。
8826	地方庁	社会保険事務所課長級以上	年金記録について、勤務していた事業所が、社会保険の適用事業所として加入が有るか否かに関わらず、ただ単に就労していたとの本人の記憶のみで、申し出されることが多々見られる。また、適用事業所となっていても、施行期間を設けていたので本人の記憶との相違がみられる。 取得届けの提出の際に、事業所が本人の苗字、生年月日等を何で確認したか疑われる事例も見受けられる。 被保険者の中には、全く年金について感心がなく給料で保険料を引かれるより身銭が多く貰える方を選択して加入していない者や、景気の良い時は請負で雇用契約を行っておるにもかかわらず、年金記録がない旨の申出をする事例も見受けられた。一方、事業主も本人の意思や会社負担を抑えられるのを見込んで、暗に加入の妨げている事例もある。	事業所調査において、一連の調査項目以外に日々の社会保険制度にかかる質疑応答で事業主及び事務担当者への啓発を行う。 また、事業所主及び事務担当者に従業員からの社会保険制度にかかる相談等について対応できるよう指導していく。	定年後の生活設計において、すべてが年金額と比例するとは思わないが、一部の生活の糧としての役割を担うため、この問題は重要と認識している。 年金記録において、取得から喪失まで幾多の人の手により事務処理が成されている事による弊害が起こりうると思う。 ただ、被保険者の中には勤務した事業所を短期間で転々と転職を繰返し記憶が曖昧であって思い込みもある。 この問題が、存在することを知ったのは、平成15年ごろと記憶する。	事業主及び事務担当者並びに被保険者への社会保険制度全般の啓発が不足していることが反省点であると思う。 取得から喪失まで幾多の人の手により事務処理が成されている事であり、審査業務の充実。
8827	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	年金記録問題については、時間がかかってもお客様の理解をいただけるまで、最後までしっかり調査することが大事かと思います。	年金記録問題を具体的に知ったのは、世間に報道されるようになった時です。 私自身、問題の発生に大変驚きました。(まさか、紙台帳からコンピューターに移行する際に転記漏れがおこるなんて・・・と思いました。) また、印紙検認の時代に徴収員が横領したことについては、公務員として恥じるべきことと思います。 いずれにしても、お客様に大変申し訳ない事と認識しています。	窓口に来られるお客様の疑問を解決できるよう、残された資料の中から調査しました。また、お客様が理解できるように、わかりやすい言葉を使い説明しました。 この問題発生の原因は、お金に関する問題はやはり細かなチェック機能が無かったのではないかと思います。そして、記録については、オンラインに切り替えをする際に、外部委託をしたこと、またその後の確認作業を怠ったことが大きな原因と思います。
8828	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし。	担当職員を大幅に増員し、早期処理する。	国民年金不正免除は、職員として真に残念であった。知ったのは、新聞報道。	調査し、お客様が納得いく回答をするよう心がけたが、回答が遅くなり、督促の照会が多かったのが、反省点。
8829	地方庁	その他(社会保険事務局)				
8830	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		職員が一丸となって対応する。	大変な問題。 報道関係があってから。	お客様の記録の確認を的確に行う。 昔の記録管理のずさんさ。
8831	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	・特に知りません。	・「ねんきん特別便」及び「ねんきん定期便」の漏れや間違いがあると回答した者に対する調査・回答処理を早く行う。また、国民からの協力が必要であると思う。	・社会保険の業務に携わる者として、大変重大な問題であると、認識している。なお、この問題を知ったのは平成19年3月頃。	・年金記録の未統合記録に係る解消のため最優先事業として取組んできた。(来訪者への対応、特別便等の処理等)。なお、法令遵守の周知・徹底及び業務処理マニュアルに基づき、適正な業務処理を行う。
8832	地方庁	社会保険事務所課長級以上			知ったのは問題が起きた頃(19年頃)。未統合の手番については基礎が始まった9年1月以降、事務所ではその都度統合も進めていたため、特段問題ではないのだろうと思っていた。しかし、記録問題が起きてから改ためて思うと時々不思議な記録(番号のみ、生年月日が00…)にあたることなどがありそれが、現在の問題のひとつだったのだろうと思う。	記録問題発生後、正しい記録回復に向けて努力してきたつもりです。この問題について、私が一番問題があったと思うのは記録を正しく管理するという観点が全く感じられないということです。社会保険庁・各県の社会保険事務所・各市町村の全てにおいていえることだと思います。現在、私は特殊台帳の突合せに携わっています。社保の台帳とオンライン記録・市町村と社保の記録それぞれ違うものが非常に多いです。昔というか当時の仕事について、私が若い頃、先輩(上司)から聞いた話(一定時期に市町村の台帳と突合せを行っていた・社会保険庁へ逃運を行っていた)から考えるとどんな仕事をしていたらこんな状況になるのですか？といいたいです。 現在の状況から考えると、今では当たり前の二重チェックですがそれぞれ(社保の台帳・オンライン記録・市町村)の時点でのチェックが非常に甘かったのではないか。もしかするとチェックを全くしていないのでは？と考えています。
8833	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		職員一丸となって信頼回復に向け頑張るしかない 年金制度は非常に難しくベテランになるには時間と経験が必要である	特に認識していない 上司に命ぜられるまま目の前の仕事をこなしてきた	益をこなすのが精一杯であった 職員が不足していた システムが年金制度に追いつかない システムの刷新が求められる
8834	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	20歳以上の被保険者の制度加入時の基礎年金番号が解らない場合の調査を徹底する事により、新たに基礎年金番号を払い出ししないようにしながら、記録整理を進める。	マスコミ報道が起こりはじめた時にはじめて知りました。 社会保険職員として、一人一人が責任をもって取り組まなければならない最重要課題として認識していました。	お客様に制度をわかり易く説明することを常に心がけ、戦歴等からの記録整備を積極的に取り組みました。 難しい制度なだけに、お客様や事業所との間に誤解が生じてしまった事が反省点だと思います。
8835	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
8836	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	専門部署(集約センター等)を設置し、集中的に解決に向けて取り組むことだと思います。 この部署では、処理の効率的・効果的なシステム開発を行うことも必要と思います。	平成9年に基礎年金番号制度を導入したことにより、他の年金手帳記号番号の統合処理は必ず必要であります。 名寄せ処理(本人への通知等)により統合処理を進めていたことは認識しておりましたが、処理件数等は認識しておりませんでした。	来訪者に対して他の年金手帳記号番号が発見された場合、統合処理等を行ってきました。 年金制度・基礎年金番号制度に対する広報等が足りなかったのではないかと思います。また、名寄せによる統合処理は、集中的に行うべきであったと反省しております。
8837	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		現在、庁として進めている方策を着実に進めていけば良いのではないか	新聞・TV等で報道され、全国的に取り上げられた頃	
8838	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	〔現時点で世間に知られていない問題〕 今まで接してきた業務においては心当たりは無い。	〔問題の解決に向けて〕 今までの報道機関の煽るような報道姿勢を 検証する場を、バランスを保つために設けても 良いのでは。	〔年金記録問題について〕 外部の視点による監査等が不十分だった、 また国年や厚年の納付率の近視眼的ノルマに 現業職員が束縛されたことが一因として生じた問題。 〔いつ頃知ったか〕 存在を具体的に意識したのは3～4年前から	〔どのように対応しようとしたか〕 自分や周囲の担当業務を日々遂行する手法について、 より客観的な視点でのチェックを強く意識するようになった。 〔どのような点が反省点として挙げられるか〕 問題が一つ浮上する度に個別対応に追われ、 制度全体としての問題へのある程度長期的な 対応体制の構築まで多く時間を費やしてしまった。
8839	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	時間がかかりすぎているため、迅速化をはかること。書類受付後、何もせずおいておく時間は最小限にしなければならないと思います。本人に照会事項があっても時間がたつと詳しく思い出せなかったり、新たな不信を抱かせてしまい、余計に事務処理に時間がかかってしまい悪循環です。	採用後、初めて業務課に配属されて期間照会業務を行うようになったときに知りました。このころは照会された記録について探し出し、年金受給年齢までに本人の記録が整備される・受給者でも再裁定で受給できると思っていました。	本人が照会してきた記録についてはマイクロによる検索や他庁への照会等行いました。この作業のなかで、古い台帳には記録があるのにコンピューターには氏名や生年月日が記載されていない不備な状態であることが多かったと思います。今は整備されていますが、氏名等が整備されていれば窓口に相談に来られた時に氏名検索ですぐに分かり統合が進んでいたと思います。
8840	地方庁	社会保険事務所課長級以上	カセットが閉じていない記録があるなど、本庁のデーター管理に不備があると思う。画面にも反映されていないため年金窓口で、十分な相談ができない。窓口や記録調査の経験のある職員が不足している。	旧台帳記録を早急に画面照射すべきと思う。また、経験のある職員を増やすべき。	基礎年金番号付番のときに、あまりに多い手番を持っていた人が多いことも含め、整理に時間がかかると思っていました。	大量の業務量と、通常業務に追われていて、具体的な対応はとれなかった。反省点としては、社会保険庁の組織全体で解決する体制と人員の確保を図るべき。当然、退職して天下っている職員も含め、歴代幹部の責任は問われるべきだと思う。現場の職員ばかりが批判され、辞めさせられる職員までではないが、如何なものかと、不信感と怒りでいっぱいです。
8841	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない。	今までは無理な目標を掲げて、結局はお客様からの不信感を増幅させた。きちんとした人員を確保して、合理的に計画的に進めるべきだ。	大変なことだ。報道を通して知った。	組織ではたらいているので、個人で具体的に何かしようとすることはない。 できなかったこと、そのままになっていることを、個人のせいにしてふたをしてしまうのではなく、職員一丸となってやっていく体質が必要だ。
8842	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		平成9年に基礎年金番号ができたとき、未総合記録は、受給するまでに統合すればよいと安易に考えていました。しかし、多少なり何か問題は出てくるかもしれないとその当時から思ってはいました。	当時は、本人の手番の確認ができしだい登録が行っていました。 登録できる記録は、手番確認ができたときか、本人が記憶のある記録でした。 当時は、こちらから、事業所名を言って本人に確認してもらうことはできませんでしたので、そこにも反省するところがあるのではないでしょうか、

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8843	地方庁	その他(社会保険事務所)				
8844	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
8845	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記号・番号が払い出しされているのにも係わらず、記録・氏名等が不明な記録が存在していた。存在を知ったのは、平成7・8年頃と思われる。	年金記号番号払出簿より、氏名・社名等を確認のうえ、記録台帳を調査・補正処理をした。記録台帳の保存の不備(台帳が年数の経過に伴い不鮮明)
8846	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	自身は適用がメインで業務をしていたので、年金記録照会にはあまり接していませんでしたが、事務所全体で課にかかわらず対応することが大切だと思っております。 それが一日も早い解決に繋がると考えますし、地道におこなっていくしかないと思います。	入社したとき(2008年3月)には、すでに大きな社会問題として報道等で取り上げられていました。 一般国民が報道等で見聞きし感じていたものと同じであったと思います。 実際に業務に従事するようになり、年金受給者にとっては生活に直結する問題であること。そし	自身が入社して時点で大きな問題として取り扱われており、入社以前のことは分かりませんが、国民に対しての周知が足りなかったのではと思います。 実際の処理状況などを明確に伝え、真摯に対応することで国民が抱くイメージも変わっていたのではと思います。
8847	地方庁	その他(社会保険事務局)			基礎年金番号制度ができてからも、通常業務で基礎年金番号に結びついていない手帳記号番号は多々見られました。しかし、正直このような大きな問題になるとは思いませんでした。実際記録問題の作業を行っていくうちに、今まで知らなかったことが山のようにありましたし、こんなにWMに反映していない記録はあったのか、反映していても誤って入力処理されていたものも、こんなにあったのかと、驚きました。紙台帳や払い出し簿等の内容が正しくWMに処理されていないまま、ねんきん特別便が始まりましたので、開始当時は本当に困惑しました。基礎年金番号が始まったときに、もっともっと問題意識をもって取り組んでほしかったです。	とにかく、一つ一つの記録を基礎年金番号に結びつけ記録を整理しようと一生懸命業務を行っていましたが、ひとつの記録を確認するのに、自庁では確認できなかったり、今のようにシステムも構築されていませんでしたので、調査が途中で中断してしまうことが多く本当に大変でした。 記録問題が出た当初から、全国の社保職員全員がこの問題を認識し、ねんきん特別便が始まった当初から専門の調査チームを設け、調査、回答、再裁定業務に当たった方がよかったと思います。記録問題に全員がもっと問題意識をもっていればこんなに時間はかからなかったと思います。
8848	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金記録問題に対し、すべての問題を解決させるため職員が真摯に取り組んでいくしかないと考えます。	年金記録問題については、重大な問題であると認識していました。また、問題の存在を知った時期については、年金記録問題が報道され始めたからであり、はっきりとした年月日については覚えていません。	社会保険庁の指示に従い、国民の皆様の年金記録問題を解決するべくさまざまな記録の整備、確認等を行ってきました。また、反省点としては、これまで国民の皆様方からお預かりをしている重要な年金の記録であるという意識が足りなかったのだと考えます。
8849	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録の統合について、年金給付裁定請求時に判明した記録について、年金給付課職員が、統合処理を行っていたが、窓口受付分について、窓口担当職員(謝金職員)が確認をし、老齢等請求書に手番を記載したものを、職員の確認が十分でないまま、統合入力をしていた。(窓口担当職員が十分に確認しているという認識のもと) よって、別人記録の統合も一部あって、記録を取消したこともある。	国民の信頼回復が最優先であることから、まずは、お客様からお申し出のあったものについては、十分な調査を行い、記録が判明したものについては、すみやかに統合処理を進めていくことが重要である。 また、国民一人一人が常に自分の記録を確認できるように、年金通帳の導入を推進すべき。	問題認識はあまりなかったのが正直な思いであり、年金記録問題が存在することも、平成19年に報道されてから詳しく知った。	窓口業務で、お客様一人一人に対して、できる限りの調査をし、何とか記録の判明に結びつけれるよう努力した。 5000万件という数字を聞いて驚きを感じたが、問題が明るみに出た以降、毎日たくさんの来訪者と接し、お客様一人一人が納得できるまで、説明し対応した。 反省すべき点は、特別便の内容がお客様にはわかりづらく、来訪者の増加に繋がってしまったこと。(何時間も待って、結局相談時間が数分で終了したケースが多々あった) また、年金記録問題対応する職員へのケア(心のケア)が十分されていなかったことも問題として残る。 (結果的に嫌気をさして退職してしまった職員もいる) 組織改革までやる必要性が本当にあったのか疑問も残る。 せっかく公務員試験を受験して合格して仕事をしてきたにも関わらず、なぜ公務員としての身分が保障されないまま、民間者とならなければいけないのか・・・
8850	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	たとえば、既に亡くなっている人の記録も多数存在すると考えられ、その様な方々に遺族がいない場合や、確認できない場合には持ち主の判明ができないことが想定できますが、その場合にはどの様に対応するのか、また何をもって問題の解決とみなすのかを整理する必要があると考えます。	制度設上の問題や事務処理誤り、または届け出の誤りなど、長い期間をかけて蓄積された、社会保険庁として管理責任を問われる問題だと考えます。 年金記録問題につては平成19年のマスコミ報道等により存在を確認しました。	年金記録は制度の根幹であり、大きく信頼を失ったと考える為、窓口や電話で接するお客様に対して、できるだけ丁寧な説明を心がけるなど、信頼回復を意識しながら取り組むように努めました。 お客様との年金記録に対する相互チェック機能がなかったことが、問題の反省点だと考えます。
8851	地方庁	その他(社会保険事務局)		各職員の意識の差、また、被保険者の年金に対する興味のなさも要因であると思われる。記録問題は人員不足により追われる仕事となってしまっているのが現状であるため、増員などの職場環境改善により攻める仕事に転じて行く必要があると思う。 また、制度周知が不足していると考えており、新たな記録問題を発生しないためにも徹底的な広報が必要なのではないかと思う。	記録問題を実際に処理する部署に在籍したのは、既に記録問題が発覚しており特別便が発送された後であったが、解決すべき最優先の事項との意識を課内で共有していた。 採用後年数が浅く、庶務・会計業務に在籍していたこともあり、記録問題は報道で知った。	課内で最優先事項と意識していたため、通常業務の手を止めてでも記録問題に係る業務から対応しようとした。 ただ、一日に処理できる件数は限られており通常業務を全くしないというわけにもいかなかったため、照会への回答などが滞留してしまうこともあった。課内意識の共有は図られていても、それを効率的に実行する策にかけており照会に対する回答に時間がかかったのは反省点である。
8852	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知らない。しかし、第三者委員会により、法律上、ありえない1等級差による月額変更のあっせんがなされている。給料明細等で変更後の保険料で控除されていれば、やむをえないとは思うが、そうでなければ、他の被保険者と公正さに欠くと思う。		基礎年金番号導入前では、民間も被保険者証の早期交付を優先し、新規取得として新番払出しをしていたが、偽重複の案内文書を控えに同封しても、その後重複取り消しの提出は少なかった。将来、年金請求時にもめるのではと思っていた。	新卒者でない場合、少なくとも、当時できることは、重複取消の案内を事業所に送付するぐらいしかできなかった。 現時点での反省点は、積極的に情報提供をしていれば、5000万件という数字はなかったと思
8853	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません。	いま行っていることを個人個人が積一杯行うだけだと思います。	記録問題が問題として取り上げられる前は、名前や生年月日、職歴等で見つからなければ、一担当者としてはどうしようもできないのが事実でした。 この問題が、問題として取り上げられるようになって、記録がつながったり年金額が増えた人がいたことは、とてもよかったと思いますが、手管理から機械管理に変わったこと、時代も大きく変わったのだから、このように長きに渡って記録を保有する職場としては、仕方ない部分もあったと思います。	時代が大きく変わったいまだからこそできることがあると思います。 それを積一杯やるしかないです。
8854	地方庁	社会保険事務所長	特にありませんんただ、年金記録の内容、歴史を熟知している職員は一部しかいないと思います。厚生年金、国民年金、共済関係すべてをということになさらに減ると思います。	厚生年金のカセットを全部開くなど、基本データを整備してほしい。制度の経緯はある程度示されていますが、全件突合するときは、年金記録の見方や歴史(県によって事情が違うので難しいかもしれませんが)をデータベース化したものを準備すると良いと思います。	申請に基づく処理の限界と、ある程度ヒューマンエラーはあると思っていましたが、基のデータがこれほど整備されていないことを初めて知り困惑しました。一刻も早く本来受け取っていただくべき年金の記録にすべきと思いました。ただ、具体的な対応については、作業量が膨大すぎることと職員の知識という面から見ても困難性の高い業務になると認識しました。今回の年金記録問題の存在については平成19年国会で明らかになったときです。	膨大な作業量ですが、ひとつひとつ進めるしかないと思いました。健康保険、厚生年金の場合、徴収を含めて健康保険の業務が優先でした。国民年金も、記録管理より収納実績が優先でした。長期にわたる年金記録管理業務に対する意識が組織としても希薄でした。また、記録を登録する現場と管理する業務センターなどとの情報の共有や、意思の疎通が無かったことも反省点だと思います。
8855	地方庁	社会保険事務所課長級以上		国民に完全に納得いただくことはできないと思われるが、社会保険庁として、また、年金機構としてここまでやりましたと、ある程度、時期がきたら、早期に示すことが大事と考えます。ずるずると、解決に向けて、今後ともやりますだけでは、国民の信頼は永遠に得られない。一度、早期に区切りをつけて、そのうえで、今後に発生する問題点について解決を図っていくのが最重要と考	のぞき見から記録の改ざんまで、いろいろなパターンがありますが、いずれも、当然のことながら、やってはいけないことで、中身によっては、重い処分がくだされるのはやむを得ないことだと考えております。問題が存在することを知ったのは、テレビや新聞報道などです。	国民の信頼回復に向けて、電話や来客について、相手に気持ちよく相談が終わるように、十分心がけています。 チェック体制の不備が原因だと考えています。このチェック体制は単に事務所だけでなく総合的にです。また、のぞき見については、のぞき見をした本人はもとより、指導力の甘さも原因のひとつ
8856	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	無いと思います。	お一人お一人の記録を事実どおりにするための調査を迅速に行う以外にはないと思います。	あってはならない問題であると思います。今回の問題発生時です。	記録管理に対する対策が十分でなかったと思います。紙の劣化、火災、水害等は考えられる問題であり、それらに対する対策もなかったことが問題です。
8857	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	記録の整備は必要な人員の確保、厚年についてはOBなど実際に名簿の記録を扱っていた人などの手を借りる。整備の方法を全国統一して行う。この間の旧台や氏名のない記録の整備がされたものでも、事業所記号・番号などが登録されていないものが多く見受けられるが、登録不可なのか省略されているのかは画面上判断ができないため、再調査など二度手間になっている。画面上に調査結果が登録できるようにならないものかと思う。	平成9年、基礎番が導入された時点で現存者のみにしか付番通知を出すことができなかったため、手番のまま重複した番号をいくつも持っている人は相当の数に上ると思われたが、手帳や被保険者証を持っていればいつでも統合できると思った。紛失や記憶があいまいな場合、統合が困難なケースも多く、被保険者本人も早く手続きしてくれればいいと思った。旧台のカセットについてはどう対処するのだろうと漠然と思った。	相談窓口等に来所された方は他手番がないか念入りに調査した。 基礎番の導入の際の準備期間があまり十分ではなかったことや、重要性についての広報の不足があったと思う。
8858	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	世間一般に知られている問題以外存じ上げません。	期間照会業務等に精通した者を中心に、地道Ⅱ作業を進めるしかない。	国会等で問題になり、報道機関により取り上げられたとき。 政党間の争いに発展するだろうと認識していた。	年金記録の回復に向けて、通常業務を含め粛々と進めることとした。 早期の基礎年金番号導入に踏み切るべきであったと思う。 個人の年金記録の管理を担っているという職員の意識レベルの低さ、システムの合理化及び開発、総背番号制導入に反対していた政党及び労働組合、 年金制度そのものに無関心であった国民等それぞれが反省すべきであると思うが、とりあえず社会保険庁がすべて悪かったのでしょう。
8859	地方庁	その他(社会保険事務所)	平成18年4月採用であり、入って間もなく問題が発覚したので、知りません。	引き続き、定期便などで定期的に注意喚起して自分の年金の記録に関心を持ってもらうようにしていくことが必要だと思います。	テレビ報道が過熱して知りました。国として基礎年金番号制度に移行したときの、周知徹底が不十分であり、国としての責任が重いと感じます。	被保険者一人ひとりの記憶に頼らなければならない問題であるので、年金記録に誤りがないか、定期的に注意を喚起していくようにしていかなければならないと思います。 少しでも疑問に感じている方には、すべての情報を開示して記録の成否を確認してもらう必要があると思います。 制度として、つぎはぎだらけであることや時代背景が昔と異なっていることから、制度としての見直しや、例えば法人設立要件の大幅な引き下げにより資力のないものでも法人を設立でき、社保加入させなければならないが、滞納となるように年金以外の法律との整合性も取れていないと思うので、一定の加入要件の見直しも必要と思う。
8860	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	ねんきん記録問題の解決に向けて現在ねんきん特別便、定期便の発送や社会保険事務所等での旧台帳処理などさまざまな方策がとられています。現在できることはそれらをしっかりとかつ迅速に取り組むことであると思います。	私事になりますが、年金業務に携わってから日が浅かったため、いわゆる宙に浮いた年金記録が多数あることについて知ってはいましたが、そこまで大きな問題であるとは考えていませんでした。報道機関で大きく報道されるようになってから、またねんきん特別便の発送が始まり多くのお客様が社会保険事務所に来所されるようになってから、重大な問題であると認識するようになりました。	社会保険事務所に勤務していた当時はねんきん特別便の対応窓口などでお客さまと過去の記録について確認作業を行ったり、また、その後のねんきん特別便の後日調査等ではなるべく危機意識を持って取り組むよう努めました。 年金記録問題がこのように大きな問題になった原因としてはやはり年金記録をきちんと管理する意識が業務にたずさわる職員に少しかけていたのではないかと思います。以前、年金記録がオンライン化された以降でも疑重複記録は年金請求の時に本人に確認したうえで統合すればいい、という考え方も自分の周囲にはありました。疑重複記録が発生した場合、そのままにしておかず、できるだけ速やかに本人の基礎年金番号に統合するよう処理を確実に行うことが必要と

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8861	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	厚年・国年を問わず、現存する紙等の記録との突合を徹底的に行うことに尽きる。 国年については、条件に合致すれば『2年間』を納付と認めるにあたり証拠を不要とする旨のことが決まったと聞いたが、期間の問題ではない。たとえば、納付組織によるものであれば、集金に携わったものや組織長(班長・区長等を含む)あるいは当時の市町村の収納担当者等あらゆる関係者からの聞き取り調査も加えて判断したいところである。(時間と労力は要するが) また、厚年に関しては、当時の記憶がなかったり、あるいは事業所名と整号との不一致等、非常に困難な問題がある。この場合も当時の経営者側・同僚等からの聞き取りによる結果からの判断もすべきと考える。 一部には、高齢者に対する考慮の観点から、『定額での給付による整理』を検討すべきとの意見もあるが、これには反対である。年金制度の根幹・制度の意義を問われることである。納付に応じて給付を行うという現制度の下においては、絶対にやってはならない。 なお、現役職員においては、通常業務を行いながら記録問題への対応を行うことは極めて無理があり、おのずといずれかにそのしわ寄せが出てくることになってしまう。人的措置は必要不可欠かつ急務である。	生きていれば、誰でもが高齢者になる。その高齢期を経済的にいかにしてやりくりしていくか。それが問題だ。かつては、1次産業全盛期であり、大家族が常識的に存在していた。 やがて、1次から2次3次へと産業構造が変化してきた。そして、都会への人口移動・核家族化へと世の中は変わっていった。われわれは、年金制度の説明会の中で、『世代間扶養』という年金制度に対する認識を訴えてきた。そして、納付した分は、利子をつけて子や孫の世代が支えてくれるから、安心して国に任せてください、と説明してきたものだ。ところが、肝心要の資格記録・免除や納付記録が入ってませんでした、では世の中に通用しない。 平成9年1月、基礎年金番号を導入したときに、一定期間をおいて整理した結果を、現在行っている特別便・定期便のように国民に返すべきであった。このことも悔やまれることである。とは言え、事ここにいたっては、それを嘆いていても仕方がない訳である。 年金は、われわれが説明してきたとおり、高齢期を経済的に支えるものである。国の信用に直接つながる問題である。これまで、国年の納付拒否者に対して、われわれは『国がつぶれない限り年金制度は信用できるもの』と説明してきた。このことを実証していかねばならない。 最後に、いつ知ったか？とはどういう意味かわからない。ただ、年金記録の電算化の段階で感じたのは『100%？』、国年でいえば、納付組織・市町村・社保という流れの中で、『100%』という不安が経験の中であったことは確かである。	特に取り立ててはない。 ただ、自分の行う業務の中で、正確な事務処理を行うべく事業所や市町村・納付組織や一人ひとりの国年被保険者への指導を行ってきたつもりではいる。 また、反省点としては、(8)でも触れたが、最低でも折に触れて、つまり、国年の電算化・基礎年金番号の導入時等において、特別便のような国民への『お知らせ』的なものは必要だった、これに関しては痛恨の極みである。
8862	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にございません。	ねんきん特別便のフォローアップが本当にどれくらい進んでいるのか詳細はわからないが、まず年金受給者の回答がない方からフォローアップの再確認。 今後の対策としては、現在順次送付されている『ねんきん定期便』を毎年発送を続けることにより被保険者にとっても年金に関心を持たせることが一番大事だと思う。	基礎年金番号導入後の平成9年1月頃から、事後フォローの確実性について、気にしたことはあったが、大きな問題として認識したのは、平成19年6月。	基礎年金番号導入後回答のなかった方への事後フォローの確実性にかけていたのではないかと思う。
8863	地方庁	その他(社会保険事務所)		被保険者に照会し、地道に調べていくしかないと思います。	加入期間が満たなければ、年金が受給できない。本来受給できる人が受給できない。	世間への年金についての周知、PRのうまくいってなかったのではないか、そのため年金への関心の低さ、年金手帳に職歴欄のページがあるのに記入されていることは少ない。
8864	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	記録問題については、被保険者、受給権者保護の立場は十分理解するも、被保険者、受給権者の申し立てが全ての形で受け入れられるのはいかがなものかと感じる。現在確認できる証拠資料により判断せざるを得ない。	オンライン切り替え時においての切り替え作業がスムーズに行かなかったこと、更新済み台帳、原票の取扱いが適切ではなかったのではないかと感じている。 詳しい時期については定かではないが、記録問題等が報道だれる前の大学校研修において、年金記録、報酬についての疑義が増えていること、誰のものか判らない記録が多数存在するこ	現有する記録、証拠となりうる資料等により判断せざるを得ない。 台帳、原票等永年保存すべき。(コスト面を考えるト問題があるかも)
8865	地方庁	その他(社会保険事務所)		特別便、定期便について各事務所で回答に対する調査専門のセクションがあると思うが、未回答の際に対してのアプローチが人員等考えると現状では限界があると思うので、期間限定で各事務所での電話等の案内を増加する。	年金に関わる重要な問題と認識している。基礎番号に未統合の記録が多数あることは、基礎番号導入時以降分かってはいたが、年金請求時にある程度解明するものと思っていた。年金給付課は未経験でもあったため、かように大きく重要な問題と意識したのは、所謂年金問題といわれだした時期と大して変わらないと思う。	記録の照会等丁寧にかつスピーディな対応をこころがけた。とはいえ、調査の結果までに要する期間がかなりかかっていることは大きな反省点。また、名寄せできない過去記録の解明へのたちおくれも反省点と思う。
8866	地方庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。		1、制度スタート時から非常に長期間記録を管理しなければいけないことの認識が甘く、記録管理の体制に細かな注意が払われなかったこと。 2、膨大な記録の管理にリスクが伴うことへの手立てが行われなかったこと。 3、コンピュータ管理が遅れたこと。 4、コンピュータへの収録作業がその場しのぎで、完全におこなわれなかったこと。 5、年金記録問題として、騒がれはじめた時にきちんと今までの経過を広く国民に説明できなかったこと。また今後の記録整備計画が職員に説明できなかったこと。 などから国民の不安を駆り立て、職員も不完全な記録が大量にあることを認識して非常に不安になった。 もともと、WMに収録されていない記録があることは認識しており、それについては期間照会で対応していて対応できていると思っていた。 氏名の収録されていない記録の整備をはじめたことにより未収録の記録の多さ、不完全な記録の多さに驚いた。	目の前にある整備しなければならならい記録の整備を行った。それを行いながらこんな方法ではなくもっと根本的に収録しなければ、いつまでたっても終わらないと思っていた。 年金記録の実態を誰も把握できていなかったのではないかと思う。実態に基づいた整備計画を作ることができなかったこと。
8867	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	特になし。	年金番号を複数お持ちの方が多数いらっしゃるのは把握していたが、統合申請を少なくとも年金受給時にもれなく記録確認しご提出いただき整備していると考えていた。 番号を多数お持ちの方は採用されてまもなく知りましたが、基礎年金番号制が導入されて他制度間の重複が頻発していることの把握が可能となったことにより問題があると考えるようになりました。 いろいろな制度、国民年金、厚生年金等を別々に管理し一元管理してなかったことと、民間会社であれば何十年も前に完了していたデータの突合が不完全な形で今にいたっていることに一番の問題点があると考えています。	疑重複調査を適正に行い可能なかぎり新規付番を行わないようこころがけていました。 問題点としては、今整備していただいているところなので解消するかと考えますが、ローカルルールが判明しだい、その解消と統一が必要ではと考えます。 年金特別便、年金定期便等を通じて不明記録の判明に努力しつつこれからの日々の業務においても、正確で後日に問題点を残さないよう行っていきます。
8868	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし		厚生年金の番号を会社が変わるたびにとっている人の存在については、知っていたが年金請求時までに一本化すればよいとおもっていた。今回この問題が公になり被保険者の氏名のふりがながいいかげんであったことについては初めてしった。	特別便の発送については、もっと時間をかけてやるべきだったと思う。大量に送付したことにより、社会保険事務所の窓口があふれかえり十分な確認をしないまま件数だけをこなすような状況だったことです。
8869	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	特にありません。	記録の瑕き見、国民年金の不正免除、標準報酬の不正訂正等が起きたのは、職員の法令遵守という意識が不足していたからだと思います。 こういった問題があることを、マスコミ等の報道によりいろいろ知ることになり、 同じ職場の仲間があやまちをしたというショックと、お客様に対して申し訳ない気持ちです。	1人1人が、法令順守の意識を持ち、心をこめて仕事をしていくことが信頼回復につながると信じています。
8870	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	過去からの対策不足。 平成19年ごろ。	可能な限り聞き取りと検索による調査。
8871	地方庁	その他(社会保険事務所)	基礎年金番号導入時、他に番号がないかどうかという記録照会回答票を送付してるのにもかかわらず、回答してない人も多く、このように誰のものかわからない記録がたくさん残っている。全て、社会保険庁の記録管理のずさんさだけを取り上げられているが、国民一人一人も、自分の職歴をしっかり把握してなかったという点を指摘しても良いと思う。	今ある、まだ未解決の記録については、その処理にあたる者の人員を増員して、集中的にやるべきだと思う。ただ、これから、資格取得届を提出して、基礎年金番号がわからない場合、氏名検索ができないとのことですが、それは疑重複を増やして、宙に浮いた記録をますます増やすことになると思う。氏名検索はしっかりとした自己責任のもとで、必要なものではないかと思う。	一人一人の大切な記録なので、本人の記録かどうかをきちんと調査した上で、年金に結びつけてあげられたらと思う。ただ、それには自分の職歴をはっきり覚えてない人も多く、様々な角度から聞き取りして、問題解決に努めたいと思いました。基礎年金番号導入時、そのようなことが起こるのではないかと思ってました。	古い記録ですと、何十年前のことをはっきりと記憶してる人はなかなかいませんので、なるべく、様々な角度から、その頃のことを思い出させるような形で、調査し、少しでも年金に結びついたらと思い、対応して来ました。氏名検索する際に読み方が違っていると、別人になってしまうので、漢字検索できるようになったのは反省の第一歩だと思います。
8872	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	全ての記録を確認するのに時間がかかるのであれば、紙台帳等を一件ずつ確認するのに当然人員が必要であるから、現時点で不足している人員を増やすべき。ただし、末端の事務所はお客様の直接の窓口でありその人員を集約され削減するのは、サービスの低下となるため、避けて欲しい。事務所も事務局等も人員が不足しているため、新たに雇用することを優先すべき。委託業者は責任、知識ともに不足していると思われる場合があるので、どのような研修を行っているのかわからないが、その点を改善するか、正規職員として新規雇用枠を増やすべき。	年金請求の際、職歴確認すると取得喪失日にずれがあるとの申し出や、保険料を支払っていたのに記録が無い等の申し出、機械上の記録に氏名等が未収録であるなどの不備は以前からよくある話であり、本人の思い違いである部分も多く見受けられたことから、問題が表面化した当初は、今までであった問題の延長上でしかありませんでした。	基本的に(8)での回答の認識なので、本人に確認する内容であったり、記録がないときに調査することであったり、紙台帳を確認したりすることには対応として変わりはない。きちんとしている人は、全ての年金手帳を残しているから記録を探しやすいし、逆に他人任せで、自分の勤務した会社の名前も時期も覚えていない人はたくさんおり、そういう記録の調査に時間がかかる。そもそも、過去の取得状況を確認せず、新規として届出し年金手帳を何冊も発行したり、女性であれば自分の名前に「子」をつけたり、戸籍上の生年月日と異なる日付で届出していたり、社会保険だけに責任を転嫁するのも問題だと思うが、社会保険は行政として、確認しないままに新規で記録を作成したり、紙に記入するときに判読できないような文字で記載するようなことは問題であったと思う。また、時代背景的にも、全国民の記録を紙で管理できると考えていたり、基礎年金番号導入前の一人で複数の番号を持つことで管理が可能だと考えていた見通しの甘さが最終的にこのような問題を起こしたと思う。機械管理してからの記録には紙で管理していた時ほどの不備はないと思っているので、機械化するときの入力作業やそれ以前に管理していた紙台帳の記録に問題があると思う。現状できることとして、過去の記録を不備のないものにし、本人記録と統合することは急務であると思う。また、これからの記録、その他の作業に関しても、よく確認のうえ行う
8873	地方庁	その他(社会保険事務所)	これ以上、存じ上げません。	全職員一丸となって、真摯に取り組むことしかないと考えます。	大変に深刻な問題と認識しています。 年金記録問題を知ったのは、報道並びに職場において語られ始め、その対応が業務として出てきた時。	現在もそうですが、記録の解明・失った信用の回復の為、全ての業務に対して真摯に取り組んでいます。 もちろん、年金記録問題に関する業務は最優先の上で。 反省点としては、長年に渡って積み重なった事でもあり、問題解決には相当な困難があると思いますが、組織全体としての対応が全てにおいて、後手に回った事。 いいかえれば、対応の遅さ、本庁・地方における組織としての一体感の無さだと思います。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8874	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金制度が複雑で、 被保険者の方々や年金受給者の方々に、理解されていませんでした。 ひとりひとりに説明をしなければならない状況です。 まず、資格取得および資格喪失に関する保険料発生時期について、 月初めの取得でも末日取得でも保険料発生開始月および保険料額が 同じになることが挙げられます。同時に、資格喪失日について、 末日喪失と翌月1日喪失では保険料発生が異なる事が、 理解されていません。事業所からの資格喪失届でも、喪失日を 退職日当日に設定するところが現在でも見られるくらいなのです。 次に、標準報酬月額の決定および変更についても、ねんきん定期便での お問い合わせがかなり見られます。税金のように毎月控除される分が 変わるものではないことを、説明しなければなりません。中には、 給与明細書および賞与明細書のコピーを添付されていて、 表計算ソフトで分析しないと回答ができない事がたびたびあります。 さらに、被保険者と事業主との関わり方、事業主と社会保険事務所との 関わり方にも注目されます。 被保険者と社会保険事務所とは間接的な社会保険関係に なりがちになっています。被保険者から事業主への保険料控除と 事業所から社会保険事務所への被保険者分控除が一致していない 事が見られます。 他にも、賞与保険料制度の流れ(総報酬制前後の制度や特別保険料) 保険料折半額における小数点未満の端数処理、ねんきん定期便表示 における保険料折半額計算方法、厚生年金基金加入記録および 代行返上後記録におけるねんきん定期便表示、厚生年金基金制度 の概要(代行部分及び基金独自の上乗せ部分)、などと 多岐にわたり、ひとつひとつ説明しなければなりません。	定期便作成時に、予想される質問事項について、説明書を 送付しなければならないでしょう。 平成21年4月から特別便は事務局単位での事務集約となりましたが、 定期便も窓口電話担当から分けなければ、回答がぜんぜん進みません。 1件の回答を作るのに、数日かかる場合もあります。 その一方で、簡単な文章をいくつかのパターンで作って安易に回答すると、 調査の質(真剣に照会文章を読んでいるのか、誠意ある回答を行って いるのか)が問われてしまいます。	年金記録問題が具体的な数値で示されたときは、 気の遠くなるような恐ろしい気分でした。 ただし、ひとつでも多く解決させなければならない気持ちには 当時も現在も変わりありません。 年金記録問題の存在について、 もしも、現在のような数値化される前の状況 (厳密な意味で、年金記録訂正が1件でも発生している場合)で 聞かれているとしたら、採用されたとき(平成9年)の一番初めの 事務所に在籍した時と考えることができます。 例えば、国民年金記録にて、年度ごとの納付月数がオンラインに 記録されていても、各月ごとの納付状況が記録されておらず、 マイクロフィルムで確認しなければなりません。また、他の担当課から 納付記録訂正を依頼されることがあり、そのたびに納付証明書類を 確認しなければなりませんでした。 厚生年金適用担当に配属されたときでも、期間調査が行われ、 今と比べて少ないのですが、マイクロフィルムや各台帳をひとつひとつ 調べていました。発見できればいいのですが、何日もかけて記録が 判明しない場合は、回答するのに気が重くなりました。	このときは、年金記録問題に該当する件数が どのくらいあるか検討がつかず、 また、日々の事務処理や入力処理に追われて、 年金記録のお問い合わせをいただいた時に対応せざるを得ない 状態でした。 本来、年金記録についての問題が発生することを想定していなかったことが 挙げられます。以前から定期便のようなことを行っていれば、 ここ数年のような問題発生および社会保険全体の機能低下は 抑えられたかと思います。 (無理を言えば、厚生年金納付を受け付けるようになった 昭和17年度時点から) 少なくても、平成9年1月の基礎年金番号化の時に、 何かできなかったでしょうか。 集約化、担当仕分けを、底辺から見直さなければならないでしょう。 このまま組織変更されても、混乱した状態が続けば、現在の処理においても 将来の年金記録問題になってしまう恐れがあります。 事業所への調査がなかなか行えず、正しく手続きを行われているのか、 不安になります。不安は、被保険者や年金受給者にも広がります。 納付率、信頼性にも影響があります。 いったい、何人の人が自主退職になったことでしょうか。 また、組織変更後でも、何人が自主退職することになるのでしょうか。 将来、この組織を第一希望として就職する人がどのくらいになるか、 気になります。将来の年金制度の質にも関わります。 新規採用者が出たのに、すぐに自主退職となる状態には したくはありません。
8875	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	年金制度の始まりは、厚生年金と国民年金にそれぞれ一つの番号を持ってもらい、それを年金受給の際に確認し、年金を受けるとした考え方が基本にあると思います。いいか悪いかは別にしてですが、その状況で国民年金は別ですが厚生年金は本人の記憶があいまいなケースが多く、個人を特定するのは非常に難しく状況にあります。いい加減な記憶で統合して他人の記録で年金が増額するといったケースが発生すると思います。 すべての記録の持ち主を特定するのは困難だと思います。国民の皆さんに納得してもらうことが重要であり、全ての記録の持ち主が分かるまではというのは不可能に思えます。 特別便の対応と定期便の対応で分からない記録は、特定が難しいのではないか。 後は手作業による記録管理の過程で発生したヒューマンエラーによる記録の漏れや誤記入、厚生年金の誤った資格喪失等をいかに解決するかということになると思います。 これは何が正しいのかは、申立者本人の記憶誤りもあると思いますので難しいが、国民の皆さんに納得してもらうを主眼に置くのなら、「もっともらしい申立」は信じるしかないのではないか。	国民年金の記録で市町村の記録と社会保険事務所のオンライン記録に違いがあることがあった。 年金記録問題は制度のつくりとして一人に番号を国民年金と厚生年金の番号を必ず一つづつといったことの徹底が難しいつくりであった時代が長期にあったと思います。手作業による管理や住所情報を持たない社会保険事務所ではそれができない状況下にあったと思います。 また、役所はミスをしないといった考え方が根底にあり、間違えることを前提にその対策講じてこなかったのではないか。 また、日常の仕事でも職員がミスをして、被保険者に損害を与えてもそれをカバーする方策はなく、ただひたすら謝罪するだけといった現状にあります。補償が欲しければ国家賠償法により訴えなさいといったお役人的対応があります。人はミスをするといった当たり前のことを分かっていないのではないかと思えてしまいます。	市町村の記録と突合ができればと思っていましたが、市町村の記録が正しいとは限らないケースも多く存在し、物理的に不可能でした。 ヒューマンエラーを想定していない事務処理の流れや年金制度を作ったときに本当に年金をきちんとした記録で支払う気持ちがあったのか。とりあえず保険料を集めることが目的であり、給付は何十年先でゆっくり考えればいいといったことはなかったのか。 また、膨大な事務量を処理するのに人員の手立てがきちんとされていたのか。現場の職員に無理が重なれば、ミスも発生するのではないでしょうか。
8876	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません			
8877	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	制度に精通した職員を含め、大量に人員動因したうえで、センターをつくる。	平成18，9年頃で紙からマイクロ、マイクロから機械へ、市区町村から国へとデータが移っていく過程でおこるべきしておこった問題だと思いました。	機械化される前の人の手による管理、取り扱いしている機関の変更(市区町村から国)等からおきた問題だとおもうので、移行時には時間がかかっても丁寧な対応が必要とおもわれます。
8878	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし。	人、金等をかけて地道な作業を行っていくしかない。	この問題を知ったのはマスコミで報道されるようになって頃(19年6月頃)。 基礎年金番号に統合されていない手番は多数あったものの、順次統合処理を進めていたので、記録問題であるとの認識はなかった。	本庁等からの指示に基づいて寝食を忘れてお客様の相談等に対応した。 平常業務に追われ、事務処理等を十分に行えなかった部分はある。 記録問題が最優先課題とのことであったが、それ以外の業務に対する指示が多すぎた。 このことが私自身、疑問に思うところであり、反省点でもある。
8879	本庁	その他(本庁)	ありません	再発を防ぐことが重要と思います。	平成21年11月採用ですので、それまでは、世間一般に公表されている内容での認識です。	(8)の問題意識については、平成21年11月採用後、まずは現状についてもっと理解を深めることに努めています。 年金に関する各種業務の処理について、あるべき姿をイメージし、そのイメージに向かって段階的に現状から変えてゆくという流れがスムーズに動いてゆくことが重要と思います。記録問題に対するさまざまな取り組みとあるべき姿へと変えてゆく取り組みに少し乖離があるように感じています。
8880	地方庁	その他(社会保険事務局)			私は、平成9年頃に国民年金課に配属され(それまでは庶務業務、徴収)そこで初めて適用の業務にたずさわり、厚生年金の年金番号と国民年金の番号があることを知りました。当時は基礎年金番号の導入の頃で、手番を基番に統合する業務が頻繁にあったと思います。その頃から結婚を機に苗字が変わった方など基番に統合されていない年金番号があることを認識しておりましたが、最終的には年金の裁定の際統合されるという意識もありましたし、社会保険ではそういうものだという風潮だったと思います。	問題があるという認識は、平成19年の消えた年金、宙に浮いた年金問題が起こるまではありませんでした。今、考えると裁定の際に調査するという安易な考え、記録は当然に全て管理されているという甘い考えを反省しております。
8881	地方庁	その他(社会保険事務所)		確認のとれていない年金記録について、被保険者と思われる方に連絡を取っていくしかないと思います。	年金問題がテレビなどで騒がれたときに知りました。 あまりの数の多さにびっくりしましたが、被保険者の方にとっては、加入していたはずの期間がないというのは一大事です。 会社で加入していなかった場合とか、勤務形態が短時間だったとか、被保険者の方の勘違いもあると思いますが、生涯もらえる年金額がかわるので納得のいく回答をしなければと思います。 数ヶ月足りないがために年金がもらえないケースもありますから、慎重に進めなければと思いま	基礎年金番号制度になる前から住所の管理をしていればもう少し早く回答ができたと思います。 すぐに記録が確認できればいいですが、氏名等だけでは確認ができない場合が多いので、回答をいただいた方からの情報を頼りにしていこうと思います。 すぐには思い出せないとしてもいろいろ話をしているうちに少しずつ思い出してくれる場合があります。
8882	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	現在行っているように、こちらからの国民の皆様に年金加入記録の案内をすることを徹底することにより、地道に解決をはかるしかないと考えます。	具体的な件数までは把握していなかったが、受給者に対する再裁定を担当していたので、基礎年番に未統合の手番が存在するということは知っていた。 入庁時に日常業務として行っていたので、新規裁定時に確認したり再裁定を行うことにより、年金受給者・加入者に不利益は無いという認識でした。	平成9年の基礎年金番号導入時により周知をはかれなかったことが反省点ではないかと思う。
8883	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	お一人お一人いろいろなケースがあるので、時間はかかるかと思いますが、それぞれお話を聞きながら、丁寧に対応しなければならないと思います。	本当に存在すると認識したのは、テレビ等で報道されてからです。年金記録問題は、被保険者の方の年金額にかかわることなので、重大な問題だと思います。	(7)にも記載しましたが、お一人お一人いろいろなケースがあるので、丁寧に聞き取り・調査を行い、この年金問題が1件でも多く解決できるように、皆さんの年金記録がきちんとした記録になるように、対応していかなければならないと思います。 私たちができることは、1件でも多く問題解決ができるように、対応していきたと思いますが、現システムでは、対応できないことや、時間がかかることがあるので、早急に対応できるシステムを構築していただきたいと思いますし、社会保険庁で把握している記録はすべてWMに標示していただきたいと思います。また、今後は、年金問題の担当部署をきちんと明確化し、対応できる人員をきちんと配置していただきたいと思います。
8884	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	引き続き時間はかかりますが、本人に確認をとりながら記録の調査、手番の統合作業を進めることだと思います。	6～7年前、年金給付課で年金裁定時に基礎年金番号以外の手番を持っている人が多数いました。 最終的には年金請求時に統合すればいいと思っていましたが、こんなにもいるとは思っていませんでした。	年金裁定時には、名前、生年月日で検索し、本人と思われる記録があれば必ずご本人に連絡し、確認が取れれば統合し裁定していました。 しかしそれはオンラインに入力されている記録のみであり、ご本人が忘れていたり、オンラインに入力されていない記録については、まだまだたくさんあると思われます。 基礎年金番号導入時から今のような確認作業を行なっていれば、よかったと思います。
8885	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			平成3年頃、地方社会保険事務所の適用課在籍中のことだが、過去の古い記録がいまだにコンピュータに収録されず、紙のまま保管されており、本人から期間照会の申立てがあってはじめて、検索し収録されていることを知った。	当時は、これが普通でどこの事務所でも同じように行っていたし、これでいいものなのだろうと思っていたが、どこか釈然とせず、当時の上司に「あらかじめコンピュータに収録したほうがいいのでは」と提言したことがある。上司の回答は「コンピュータ収録するにはどれだけ予算がかかると思う。それに、年金は請求主義で請求があってはじめて支払うものだから、このままでいいのだ。」というものだった。 若かったこともあり、そのまま納得していたが、今このような形で年金問題として浮上していることを思うと、普通の疑問が取り上げられない体質、お客様の声として上まで届かないといった、大きな組織が抱える風通しの悪さが原因だと思う。 現在、年金特別便で、おおかたの記録が収録されようとしていることは、ひとつの成果であり反省点でもあるの思うが、今後は、あたりまえのこととして切り捨てるのではなく、本当に検証しなければいけない問題が見極められる体質に変えていかなければ、名前がかわってもまた同じこと

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8886	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	今の作業を地道に続けるしかないのでは。	基礎年金番号に統合されていない記録がある、ということについては そういう制度であるとの認識でした。オンライン化されていない記録が ある、というようなことは各種報道で初めて知りました。	記録問題が表面化するまでは、それぞれの担当業務の中での 対応しかできませんでした。 反省点としては、社会保険庁の業務のうち、適用や給付と いった業務よりも年金記録の管理が軽視されていたように思います。
8887	地方庁	社会保険事務所長	なし	年金業務に精通した職員の活用を効率的に配置し、専門部署を設け 粘り強く対応していくようにする体制作りが必要と考えます。	年金制度面での対応を充実させ国民一人、一人に理解を求めていくことが 重要と考えます。年金関係の部署に配属があまりなかったため、新聞、テレビ 等により問題が大きいと認識しました。	職員の意識改革と国民の立場になり早急に処理を行い、又進捗管理を しっかり把握し適確な指示を行ない解決に向かって職員全員で対応するように心がけました。 WMに切り替え時の対応と年金の申請までに整理すればよいと認識が反省点として考えられます。
8888	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	確認いただく本人への情報を増やすこと。回答の得られていない等は訪問等の方法で直接確認を行い、1件づつ丁寧な対応を行っていくこと。	行政側の記録管理が不十分で多くの国民の信頼を損ね、迷惑をかけた。受給者の方には亡くなった方もおられ早急に記録整備、年金の支払いを行なわなければならないと考えた。平成19年頃、国会や新聞紙面で取り上げられるようになったころこの問題を知った。	平常業務と平行して特別便、定期便業務に積極的に係わってきました。もっと早い段階で問題として認識し、組織全体で取組めばこのような事態を招くことは無かったと思う。問題点は開示して議論し、全体で取り組みを行なわ無ければならないと考えます。
8889	地方庁	その他(社会保険事務局)			以前から裁定業務をするにあたり、被保険者の方へこちら側から会社名を伝えられないむずがしさを感じていました。世間の目が集まったこの機会に集中して記録がきれいになればこれからの裁定業務がスムーズに行われていくだろうと思いました。	とにかく正直に丁寧にならねばと心がけました。反省点としては、名簿の字が非常に読みずらかったり、相手に会社名を伝えられなかったり、その時代その時代の対応の置き忘れたものの積み重ねなのだと思うので、あたりまえのことですが、先を見据えた対応の重要性を感じます。
8890	地方庁	その他(社会保険事務局)		同一照会に対して、再照会が行われることのないよう丁寧に調べること。 現時点で分断されているシステムを(事業所検索システムなど)をWMに統合整備し、調査の効率化をはかる。 すべての旧台のカセット解除を行う。	年金請求のときなどは、必ず本人の戸籍確認を行っていたので、報道で年金記録問題が報道されるまで知らなかった。また、本庁よりいろいろな業務指示がくるまで、生年月日の省略のこともまったく知らなかった。	照会や質問に対しては、時間がかかっても丁寧に答えていくしかないと思った。 本庁が持っている情報の提示が行われていないため、地方では混乱が起こったと思う。また、他県の調査も行うよう出された指示文書など場当たり的な指示が多く、現時点においても被保険者・地方・本庁の年金記録問題に対する問題意識の違いがあるのではないかと思う。
8891	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	ひとつひとつ丁寧に持ち主をさがしていくしかないと思います。その際高齢の方から順番に優先順位をつけて作業をするべきだと思います。	世間一般に報道されたときに初めて知りました。	新番を払い出すときに徹底的に重複付番ではないか調査すること、年金裁定の際にも徹底的に他手番がないかどうかを確認する作業が十分でなかったところが反省すべき点だと思います。
8892	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知られているものだけです	ねんきん特別便、定期便をはじめ諸課題を着実に、やりきることだと考えます そして、お客様一人ひとりの疑問等に誠実に答えていくことだと考えます	年金記録管理において、不適切な管理をしており、いわゆる消えた年金等々といわれるもの。平成17年18年ごろと思われる	年金とくべつ便の処理において、国民ひとりひとりの疑問等に誠実に答えるよう心がけた。 制度発足から相当な時間が経過し、紙の記録からの変更や、オンラインが入ったことでに移行、基礎年金番号導入等の時点での整理見直しに問題があったと考えられる。また、3層構造と呼ばれるような職場の体質も反省点としてあげられると思います。
8893	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	場当たり的に何とか便とか送るのではなく、全ての記録が概ねきちんと整備されてから記録に関する文書を送付するべき。 次々と受給者や被保険者に何々便と送りつける結果、国民の皆様だけでなく、現場の職員も混乱し、余計に国民の皆様に迷惑をかけている。	入庁して半年ぐらいたってから、手番という存在を知った。 当時、年金を担当したことは一度もなかったので、他の人にこれは何かと聞いても、古い記録や死んだ人の記録と言われ、意味がよくわからず、今は使わなく、関係のない古い記録がいまだに残っているものだと思ってた。	年金や記録関係に携わったことがなく、原簿や手番の意味を全く知らなかったので、対応のしようがなかった。 組織全体として、もっと早くから対処していればよかったのに、組織としてこの問題の解決にあたらなかったこと、また、問題と思っていなかったことが現在のこの惨状に結びついたと思う。
8894	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません。	事務局ごとに、1箇所に集約して問題解決に取り組むべきと考える。	自分のかけた年金が、自分の記録として残っていないなんて大変なことだと感じた。昭和63年ごろ、国民年金の仕事に携わったとき、台帳の記録とWMの記録が相違していることに本当にこれでいいのかなと思ったことはあったが、先鋭の年金請求のときに正しく整備されるのだから、という話に納得していた。年金記録問題が報道されるようになってから、大変なことだと思い出し	記録の不備があったことに対し、お詫びするとともに早急に整備した。 台帳からコンピューターへの記録整備時や市町村からの検認報告時の加入記録や納付記録の確認が不十分だったと思われる。
8895	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に存じません。	方策を立てるためには、何を持って解決とするのかを確定させる必要があると考えます。一定のラインを引いて、そのライン内の被保険者は全て救済する・・・といった方策も考えられますが、倫被害者をも救済してしまう可能性があり、真面目に保険料を納付している被保険者の不信感をあおる結果になると思われますので、現在の体制を「誠実」に継続することが、迂遠ながら、将来的には最善だと思います。(ただし、2年以内の解決はかなり難しいでしょう)	平成9年に基礎年金番号制度が始まり、手番の統合という作業が発生しましたが、早急に全てを統合しなくては、という意識は全体的に低かったと思います。本庁の意識からして低かったのか、本庁のやる気が地方庁に伝わらなかったのかは定かではありません。(個人的には前者だったと思います) 自分としては、裁定請求時に手番を全て統合するのが、トータルで考えて最も合理的だと思っていましたが、その際に手番を統合しきれず、年金の支給もれが発生していたという実情があったのは想定外でした。 手番の特定については思った以上に複雑で、今日の状況を見ると、自分の認識が甘かった部分があったのは否定できません。	社会保険庁は「年金手帳をなくしたお客様に問題がある」という意識を根底に持ち、お客様は「年金手帳なんぞ知らん。国がちゃんと管理してあるはず」という意識を持っていたように思います。この認識のズレが問題を大きくしているので、まずは認識の共有を目指すところから始めなくてはいけません。 そういった意味では、ねんきん定期便の果たす役割は大きいはずです。 個人としては、窓口対応の際に、記録の確認の他、この年金問題の背景なども併せてお話しして、なぜこういう問題になったのかの理解も求める対応を行ってきました。 聞く耳を持たないお客様もいらっしゃいましたが、「こっちも悪かった」と言われるお客様も相当数いらっしゃいましたので、年金制度の理解を求めていく上でも、こういった地道な説明は有用だと
8896	地方庁	その他(社会保険事務局)	受給者の方、被保険者の方等制度が変わってもご存じないケースがあり、特に障害をお持ちの方は平成18年4月より障害基礎と老齢厚生との併給も可能となったが請求もれなどあるのではと思います。障害があるため、文書がきても理解できない人がいらっしゃるのではと思います。気がついたときはその都度説明はしていますがもれがあるのではと思います。	本庁から1年に1回とかリストで事務所に連絡いただければと思います。	ねんきん特別便、特殊台帳の整理をするなかで、受給者、被保険者のかたに大変迷惑をおかけしたと思います。年金問題がわかってからなので3年前ぐらいです。	親切に丁寧に信頼回復に努めました。長い間の歴史の中で台帳からの切り替え等ずさんであったと考えます。今までの経験を生かし、職員一丸となり年金の信頼回復に努めることが大事と考えます。
8897	地方庁	その他(社会保険事務局)	とくにありません。	同上です。	新規採用(平成18年4月)後、 窓口対応の研修時に、 基礎年金番号に統合されていない番号が多数存在するということを 初めて知りました。 当時の野党がこのことを問題化する少し前の話ではありましたが、 自分自身の未統合番号が存在することさえ知らない人々が 多数存在し、損をしているのではないかと新人ながらに 大きな不安を覚えた記憶があります。 そのころの窓口担当職員は、 どちらかというと、給付相談時以外の番号統合には 疑踏している印象でした。 (本人でない番号を統合してしまう恐れなどから) 特老厚の請求のときにその担当職員が統合してくれれば・・・ という認識が暗に広がっていたような印象がありました。	記録問題に限らず、 自分の関わったお客様について最後まで責任を持つという意識が 社会保険庁の職員間ではかなり希薄だと常々思います。 身近にも、 「この書類は受付したのは私だけれど、審査・処理したのはAさんだから 私にはもう関係ない、謝罪もしない」 というような出来事がよく見受けられます。 窓口でも、内部事務でも、事務所でも事務局でも本庁でも、 社会保険の職員である以上お客様から見れば全員同じです。 全員が協力して一人ひとりのお客様に対して 責任があるのだという考え方をできるようにならねばならないと思っています。 そしてその意識を行動化できる職員を育てねばなりません。 そのためには大学校での机上の研修だけでは足りず、 マニュアルを十分に咀嚼し、 実務におけるケーススタディを積む時間が必要だと思います。 OJT期間をまったく経ずに、新規採用者をこれほどまでに短期間で 第一線に立たせる職場を見て私は率直なところ 危険を感じずにはいられませんでした。 ひとたびウインドマシーンの操作を誤れば、記録を漏らせば、 それが人ひとりの年金権を損なう可能性があるという 想像力をもたせるような実務研修期間の必要性を切に感じます。
8898	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		システム改善。 後入力トランズを自動で持ってくるようにすべき。 金額の訂正等で過去の諸変更処理の訂正があった場合、賞告リスト等出力されるような仕組みにすればいいと思う。 その上で、再裁定処理を地方庁でやれるようにする。 そうすると、各事務センターで処理が出来るため、進遠する手間等がはぶける。 後入力が必要なものは、リスト等をセンターに進遠するようにする。	平成19年ごろ。 基礎年金番号に移行される際、記録統合が上手くいってなかったと認識していた。	書類の正確性。 過去記録の訂正の処理の手伝いをしたときに、解読不明な文字が多かったり、未記入のところも多かったので、これでは記録が統合されないのも仕方ないのかも・・とおもった。 現在でも進遠された書類で、基礎年金番号相違のものも多いし、生年月日、氏名の記載誤りが多い。 早期対応 世間で記録問題が話題なり、特別便等で記録補正の再裁定の処理件数の激増が予測できているのに、早期の対応をしていなかったと思う。 大体いつも上層部の対応が遅いと思う。
8899	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません	現在の方策で良いと思います。	1つの番号で記録している被保険者は良いが、複数の番号、戦歴のある被保険者の管理は難しいなと思っていました。 問題の存在は、年金相談に携わったときです。	通常の業務処理で、特別な対応はしていません。 本人の届出、就職から年期記録の登録までに、何人もの手を経ているためいくつかの間違いはあるものと思います。 被保険者、事業所、社会保険庁で、年金の記録に対するそれぞれの認識が異なっていたために生じたものと思います。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8900	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	年金制度特に記録管理について国民の信頼を完全に失っている現状では、すべての年金記録の突合も重要な作業ですが、やはり政治的判断にて記録の回復を行うのが最善策ではないかと思います。そして、一刻も早く国民の皆様の信頼を回復できるシステムの構築し、年金制度の見直し（国民の皆様に分かりやすい）が必要ではないかと思います。	年金記録統合については、基礎年金番号導入時から重要な作業と認識してましたが、とにかく申請主義であったため年金記録管理について、組織として後手に回ったと思います。	現場ではオンライン化後、年金記録についてご本人からの申出により職歴等聴取し調査を行い、記録の統合を行ってきました。 しかし、現時点で思うことは年金制度がいかに国民の皆様に理解されてなかったということです。長年、厚生年金保険制度は事業所任せ、国民年金保険制度は被保険者・市区町村任せになっていて国民全体への広報・周知が徹底されてなかったように思います。そして、この度の年金記録問題では、記録の通知を行うには準備が不充分ながら国民の皆様に対して、記録の回答を送付してしまったことです。急がないといけないことは十分理解をしていますが、不充分なまま通知することで更に不信感を募らせたのではないかと思います。 職員の不祥事から始まったことですが、早く国民の皆様の信頼を得れる制度を築けるよう努力していきたいと思います。
8901	地方庁	その他（社会保険事務所）	なし			
8902	地方庁	その他（社会保険事務所）				
8903	地方庁	その他（社会保険事務所）			いい加減な管理体制が国民の信頼を著しく損なった。 在籍して1年ほど経ってから。	お客様それぞれの立場に立った丁寧・的確な対応を心がける。 個々のスキルアップが足りない。
8904	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			重要な問題の一部。被保険者へ資格の得喪及び標準報酬月額の決定（更生含む）を直接通知しなかったのが問題を大きくしてしまったと思う。 システム開発第2課に所属中に、喪失被保険者ファイルの記録と現存被保険者ファイルの記録の修正が必要な人がいる旨の照会を事務所から数度受けたことがあるが、当時は、こんなに多いとは認識できなかった。	定期的な記録数（基礎年金番号数など）の調査による分析等を行うことや記録の更新状況を、その都度、被保険者に直接周知するフローをもっと早く構築すべきだったと思う。
8905	地方庁	その他（社会保険事務所）	特にありません。	記録調査の人員を確保しWMシステムを向上させる。被保険者名簿などを1枚づつWMと突合。カセットになっている記録をすべてWMに収録する。手番を基礎番に登録。地道に1つ1つを確認するしかない。基礎番号や手帳番号に直接事跡を登録できるように項目を追加する。	記録管理体制の問題。職員の管理意識の不足。事業所・国民への制度や手続きについて説明不足。 記録を管理する立場なのにこんなにも記録もれがあるとは想像以上でした。たしかに同姓同名の記録があるのは記録問題が知られる前から認識していたが、本人の申出がなければ、本人記録と断定できないので、過去記録については見過ごしていました。	年金法・通知など当時の状況を再確認し、1つ1つ丁寧にご本人様と情報交換し、それに基づき調査・整備を慎重に進めるよう心がけている。 記録管理体制。職員1人1人の管理意識の不足。国民・事業所などへ制度や事務手続きをもっとしっかり説明・指導するべきだった。
8906	地方庁	その他（社会保険事務所）	ありません。	時間がかかっても1件1件確認作業を行うことが、問題を解決し、国民の信頼を回復できると思います。	新聞やテレビでの報道で初めて知りました。 最初は過去の問題と思っていましたが、そうではなく、過去からの積み重ねでおきてしまった問題と認識しました。	お客様の対応をすることで大きく信頼を損ねていることがわかり、問題解決のためには相手の立場になり、誠意をもって対応しなければならいと思いました。
8907	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ない		マスコミの報道で知った。	問題解決のため、全力をつくした。もっと時間をかけて、計画的に処理すべきであった。
8908	地方庁	その他（社会保険事務局）		現状の通り、一人一人丁寧に対応	今までの仕事に対するつけが一気に爆発した。 適用課に配属になってから。	国民一人一人の立場に立ち、懇切丁寧に対応する。 老後の柱になる年金に対して、あまりにも年金記録等を軽く考えすぎていた。
8909	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません		国民の皆様の年金記録を管理し年金を支払う組織として、重大な問題と認識した。 問題については、新聞等の報道と同時期だったと思う。	将来の年金業務システム（記録管理系）を検討する部署にいたため、不正処理や誤入力を防止するシステム構築も検討の視野に入れるようにした。 反省点・問題点として考えられる事は、 ・紙台帳の記録の管理がずさんだったのではないか ・全国統一の業務マニュアルの作成し徹底させることが不足していたのではないか ・疑わしい処理については、再確認を促すようなシステム構築も必要だったのではないか ・基礎年金番号を導入した際、お知らせを出して複数の記録（手帳記号番号）を持っている者に対して基礎年金番号に統合するよう呼びかけではいるが、周知や方法（お知らせ後のフォロー等）にもっと良い方法があったのではないか ・地方にて実務を行う際に疑義が生じた場合、事務局・本庁への照会・返答がスムーズに行われていなかったのではないか
8910	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	無いと思います。	基本的に、紙台帳等全てをコンピューター管理にすることが優先である。その際の確認作業が一番大事であります。地道な作業であるが、最終的に一人の基礎年金番号で記録を管理しましたとの宣言ができれば、国民の信頼を確保できると考えます。	オンラインシステムを導入し完成する頃、磁気テープされていない台帳等があるので、将来的に大丈夫かなという担当職員の声を聞いていて心配はしていました。	当時は予算的に難しいと聞いていたので、やむを得ないとの認識でいた気がします。現在考えてみると、オンラインシステム化するのであれば、期間及び予算等を考慮しても長期的にでもその当時から対応していれば、今回のような問題はかなりの点で克服できていたと思われます。
8911	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		記録問題については、事業主（業界団体を含む）、社会保険労務士会等から全面的な協力を仰ぐことが肝要と思われます。 企業によっては、停年を向かえる従業員のために説明会が行われますので、そのような場所にも職員を派遣して、相談対応に当たることもひとつの方法と思います。 また、社会保険行政と敵対している団体等とも、胸襟を開いて、協力を求めることも必要です。 一部の政治家等の不安を煽るような無責任な発言は、極力封じ込めることが必要です。 一発逆転のような解決策は有りません。時間を掛けて一つ一つを丁寧に処理し、加入者一人ひとりの信頼を得ることが重要と考えております。	年金制度崩壊の第一歩であり、制度を再構築するための絶好の機会と考えます。 この記録問題の存在を知ったのは、平成14年の配偶者加給金の処理誤りが発覚した時点です。	一つ一つの案件を丁寧に、かつ、自分自身も相手方も納得できる処理を心がけてきたつもりです。
8912	地方庁	その他（社会保険事務所）	特になし		平成16～17年頃にニュースになったため年金問題を知りました。	ひとつひとつできることから対応しようとしました。 特別便や定期便など行った意味はあると思いましたが、十分な準備をせずに 始めて混乱を招いたところがあったと思います。この2点以外でも準備不足のまま物事を進め、却って年金不信を増長するところが多々あるように見えました
8913	地方庁	その他（社会保険事務局）	特にありません	年金特別便に対しての早急な回答が必要と思います。	年金記録問題を知ったのはTV等の情報です。	電話相談センターに休日支援に行き対応した。
8914	地方庁	その他（社会保険事務所）			個人的には身近に問題がある人は見られず、マスコミの報道やさらに3年程前から国民年金の収納指導員として窓口・電話対応などにあたり、年金記録問題について強く認識をしました。公的年金として国民生活の維持や向上にむけて信頼を回復できるように努めたいと思いました。	法令をふまえコンプライアンス確保に自らを点検し社会情勢をとらえ、お客様との対応は制度の仕組みがご理解いただけるよう、わかりやすい説明と良いコミュニケーションがとれることを心掛けております。 問題が提起されとその解決にあたることはもちろんですが、様々な報道が今後どうなるのかを正しく理解していただけるわかりやすい広報活動に結びつき、また日々正確な事務処理に心掛け
8915	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		これまで予算と人員を投入しても通常業務と平行しての作業であったため、職員の負担減と効率性の向上が望めなかったことから、専門に処理する体制を充実させることが必要。	これまでデータや情報管理の認識が甘く、過去のツケが一気に回ってきたものと考える。そもそも、最終的には年金受給時に記録整理すればよいとの考えで経過してきたため、平成9年に基礎年金番号が導入された際にも、ご本人からの回答を待っての処理にとどまり、複数の年金番号保有者が記録未統合のまま推移してきたことから、将来的にすべてが本人に結びつくのか疑問はあった。	資格取得や年金請求時においてご本人と思われる記録については確認のうえ整理をしてきたが、すでに年金を受けている方からは申し出いただくしか対応方法がなかった。 保険料負担を伴うデータを保有しているにもかかわらず、定期的にご本人へお知らせすることがなかった点が問題の根本にある。
8916	地方庁	その他（社会保険事務局）	ありません	年金記録が宙に浮かないようにする今後の防止策として ①社会保障番号制度の導入する。 （必ず一人につき一つの番号を払い出す。番号の重複払い出しを認めないことで、年金記録が宙に浮くことを防ぐ。） または、 ②厚生年金加入時に身分を証明するもの（住民票など）を添付させる。（偽った名前、生年月日での加入を認めない。）	年金記録問題を知った時期・・・平成13年4月に業務課（適用課）に配属され、資格取得届を処理する中で、番号の異なる手帳を複数提出するものや基礎年金番号に統合された番号を届に記入して提出してくるものをみて。 年金記録問題に対する意識・・・平成9年の基礎年金番号制度導入の際、基礎年金番号通知書とともに基礎年金番号で管理する記録を、簡易な表現であれ通知（かつ記録がおかしい場合は申出書を提出するよう依頼）しており、また、制度導入以降も一定の生年月日毎に年金記録の照会を行っていることから、いずれは収束していく問題だと考えていました。 ただし、年金記録には実在しない名前や生年月日で管理しているものもあるため、あくまで本人からの申し出がなければ解決は不可能であるとも思っていました。（実在しない理由・・・社会保険庁の入力ミスが主立って公表されていますが、それだけではなく、就労するために本来より上の年齢に生年月日を偽っていた（特に女性）場合や、個人の事情により遠方の地で身分を偽って働いていた場合があるため。）	対応・・・通常の記録回答業務以外の対応はしていません。 反省点・・・基礎年金番号制度導入以降に行ってきた手帳番号解消のための周知（社会保険業務センターより一定の生年月日毎に段階的に基礎年金番号で管理する年金記録について通知）は、ねんきん特別便による年金記録の周知と変わりないものであったと考えます。ただ、国民の皆様に関心をもってもらえるような積極的な広報や、システム開発を惜しまずもっと分かりやすい形で年金記録の案内を行っていなかったことが、反省すべき点だと思います。
8917	地方庁	その他（社会保険事務所）	特にありません。	マンパワーを集約するしかないと思っていますが、単なる業務委託や賃金職員クラスの増員では解決できないと思います。業務センターから特別便の回答が来た、という方から、問い合わせた内容の回答になっていない、ということで再照会をする方が少なからずあります。職員としての立場できちんと回答できるように増員と人材育成が必要ではないかと思います。	宙に浮いた年金と言われている記録の中で、基礎年金番号への統合もれが大きいのではないかと思っていました。基礎年金番号を導入したときに、統合漏れがなくなるのはだいぶ先のことになるだろうと感じていました。	年金記録は年金請求時にすべて統合できればよい、という認識があり、未統合の処理が遅れてしまったと思います。また、行政側も、被保険者の側も、今まで年金記録というものに関心がなかったように思います。年金特別便や定期便で個々の記録を確認してもらい、関心をもってもらうことは有効であると思います。
8918	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません	ひとつずつ減らしていくほかない	一人一人の問題ではなく社会保険庁全体の問題と認識している。問題を知ったのは、新聞等で報道されてからです。	年金裁定等で一人一人090で他の記録があるかどうか確認し、一つでも多くの手番を減らしている。反省点といえば昔の手書きの時代と、現在の機器では一概に言えないが、コンピューターに入力する際の確認不足と思われるので今後このようなことがないよう複数で確認するようにすれ
8919	地方庁	その他（社会保険事務所）	脱退手当金を受けた場合、支給日に次の会社に勤めていると、手続きの時まだ入っていなくても、整備依頼すると一時金の記録が消えて年金が受けられる。	受けている事実は有るわけで，コンピューターシステムを変える方法が有るのではないかと。	年金を受ける時に、本人に確認して頂き、名寄せで出てきている手番を統合する事になっていた。	相談室にいたのでその時に確認できたものは、統合しました。一時金については業務センター次第ということになっていました。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8920	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	厚生年金基金加入事業所において、事業員全員を基金加入と社会保険事務所に届出ているにもかかわらず、厚生年金基金には、一部の従業員しか加入していない(届出漏れ又は保険料軽減を図るため意図的に行われている。)事業所があると聞いている。	現在、企業年金基金連合会を通じて、基金記録の提供を行い、基金にて突合作業を行っているところであるが、厚生年金基金においては、国の給付の一部を代行する業務を行っていることから、企業年金基金連合会を通じて、定期的に記録の突合を行う必要があるのではないか。	記録の欠落は、国民の皆様方に大変遺憾のところであります。旧法の年金制定時には、本人の職歴と資格記録を突き合わせ確認し、もし、期間もれがあれば、繰り返しお客様と期間漏れのある管轄社会保険事務所に確認を行い裁定を行ったところですが、その当時(昭和53年位)、被保険者の方が年金手帳を複数持っていたため、資格記録の統合が進んでいなかったと思います。それ以降、基礎年金番号制度の創設により、記録の統合作業を進めていたところですが、人員不足等により細々と作業をしていたと認識します。	社会保険庁幹部の皆様が現業部門の状況を認識していれば、社会保険事務所の人員配置並びに事務の効率化の検討がされていれば、記録の漏れが防げたのでは内でしょうか。
8921	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません	現在計画されている大規模な事業を、年金機構にきっちりと引き継ぐことが重要。また、日々申し出られる個別の案件について、早期に回答していくことが大切だと思います。	長年にわたる事務処理の無理が重なったものが、一気に表面化したものだと思います。氏名収録のない記録や、生年月日のまるめなど、今から思えば何かの機会(払出簿の確認の際など)に認識できる場面があったかもしれませんが、これほど大規模はものとは認識できませんでした。 ただし、基礎年金番号になった手番とは別制度の記録も含めて同じ問題としてとりあげられたことは、切替時点の事務処理が最近(本格的なシステムが稼働した以降の処理)のことであるか	(8)の後段の問題として、少なくとも基礎年金番号通知の際の「回答表」の仕様を当初案のようにしておくことで多くの手番の整理が可能だったと思います。
8922	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	人員を増員して、早期に解決する。 記録確認をいくらおこなっても記録が出てこない方については、別途方策を立て救済する。	自分はきちんと仕事をしていたのに、なぜこんな問題が生じたのか、はっきりいって驚いた。 存在を知ったのは、この問題が起きてからだった。	誠意を持ってお客様に対応した。 地方にいて中央がどんなことをしているかわからなかった。 長年積み重なってきたものがあったと思う。 オンライン前は被保険者の方が年金に加入したことがないといわれた場合、新しい年金番号を払い出さざるを得なかった結果、いくつも年金番号を持った方がおられた。 国民の皆様も当時はあまり年金に関心がなく、それに対しPRが足りなかったと思う。 報酬改ざんについては額面は支払ったようになっているが実際は受け取っていない場合、月額変更の対応をしたのではと思う。よかれとしたことが法律に違反した結果となってしまったと思う。
8923	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	年金記録問題は、膨大な記録量の為整理、調査に時間がかかる事は確実です。また、昔の記録の調査には実質的に携わっていたベテランの力も必要です。人員の確保も必要ですが、まったくの素人では、精通するまでに時間がかかり、教えるための職員の時間ももったいない気がします。ただ、しっかり教えて覚えてもらわなければ、また、この年金記録の要因の一つである誤入力等につながる可能性もあり、確実に、慎重にこなしていかなければならないと感じます。時間がもっと必要ではないでしょうか。	紙台帳の時代から地方事務所にて、台帳の作成、手帳の払出等を行ってきましたが、進達された記録にこれだけ誤りが有るとは、この年金記録問題発覚でしりました。オンラインシステムになるまでは、紙の記録進達と同時に、年に数回審査リストが送られてきて(業務センター)訂正処理を(疑重複、氏名不明者、生年月日不明者等)行っていましたから、それにより誤入力等の訂正が行われていると思っていました。ただ、システム構築以降は、審査リストが無くなったように記憶しています、手帳番号等でチェックが入るから重複等は、おこらない、というわけでしたが、結果は一人で2～5冊も手帳を持っている人がいるなど、問題を残すことになったと思います。	私は、手作業の時代の地方事務所で作業していましたが、昭和51年に入ったとき、一つ一つの届書の処理について細かく先輩に教わった記憶があります。紙台帳に各種記録を入れ、それに基づき計算書を作って合わせ、更に業計票を作って合わせ、それが、係長、課長の目を通されて完結する、間違えがあれば事業所の保険料にも直接影響するため、何重ものチェックがされていました。しかし、紙台帳記録に限っていえば、地方事務所の記録が正しく進達されていても、業務センターのパンチャーの入力誤りがあれば、結果は同じです。残される記録については、時間を掛けても、確実に記録するべきです。パンチャーは入力専門、で、あれば入力された書類の審査後審査、確認が重要ではないでしょうか。業務センターでは、そこがおろそかだったのではないでしょうか。
8924	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知らない。	年金記録問題に対する担当者を増員し対応をとる。 担当係等年金記録問題を専門的、集中的に行う体制作りを行う。	庁の威信にかかる問題だと認識し早期の解決をしなければならないと認識していた。 年金記録問題が存在することについては、マスコミ等の報道で知った。それ以前は、職場でもそのような話は出ておらず、全く知らなかった。	早期の解決を図るため、通常業務の他に特別な業務として対応した。 マスコミ等に報道される前からこの年金記録問題は発生していたと考えられる。年金記録問題を知っていた職員もいたにもかかわらず、それを放置していたのは国の責任である。なぜその前にこの年金記録問題を解決しようとしなかったのかと疑問に思う。国及び社会保険庁の年金記録に関する認識の甘さが問題であったと考えられる。
8925	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	人員を増やすのが、解決への近道だと考えます。 また、固定的な職員で取り組むべき。	国民の皆様の信頼を損なってしまう問題と認識しています。 他手番登録処理(205)を行ったときにうすうす気がつきましたが、これほどまでのものと思っていなかったです。	国民の皆様の信頼を取り戻すことを意識して業務を遂行してしてました。 問題の反省点 ・業務の急激な機械化に対応できなかったこと。 ・一部台帳を廃棄してしまったこと。 ・問題化する前に、公表しなかったこと。もっと早く問題に着手出来たはず。 ・制度について国民の皆様に十分な説明が行われていないこと。 ・関心をもってもらえるような広報が出来ていないこと。
8926	地方庁	その他(社会保険事務局)		社保OB(当時の管理者に限らず)の方に対する解決に向けての協力依頼のほかに、国民年金については全区市役所および町村役場のOB(当時の担当)の方へも、当時の取扱いについての確認依頼をする。古い記録については、特に早めに協力依頼。(既に依頼済みでしょうか？)		紙台帳との突合は必須。どんなに日頃選くまで、土日も仕事をしていると言っても、突合をやらないと問題解決に対しての国民の理解は得られないと思います。
8927	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		記録の整備が不可欠 紙台帳との突合により、紙記録(S.62年以前)がオンラインにすべて反映されれべ、確認作業(特別便による照会、記録照会等)がスムーズに進むと思われるが、まずは、オンライン記録のカセット解除をすべて解除すべきと思う。解除の依頼は記録等の確認の申出等があった分だけしか実施していないので、解除されずに残っている分がかなりあると思われる。	厚年の手帳番号が同一人に対して、複数に存在するケースが多々ある。 何十年も前から、資格取得時に手帳番号の記載がなかった場合は新番号をはらいだしていた。	年金の請求時にさえ、確認をとればいいと認識していた点。
8928	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知りません		本人が年金を支払ったと思っている期間と金額が、オンライン上の記録と必ずしも一致していない問題。平成17～8年くらいに知りました。	データの記録が正しいと思い込まずに台帳で確認することを意識しました。 反省点は ・社会保険庁が把握しているデータと本人の記憶とを突合するのが遅すぎたこと ・乱雑な字で書かれている名簿が多く、オンライン上への入力ミスに繋がった事だと思います。
8929	地方庁	社会保険事務所課長級以上	カセットオープンしていない未統合記録が多数存在する。	カセットオープンされていない記録については、現段階では基本記録、資格記録入力後業務センターに依頼をしているが、最初からオープンしていれば、上記の業務処理がなくなるので、全件早急にカセットオープンするべきだと思う。(高齢者、古い記録のため最優先すべき)	厚生年金の資格取得処理時、手帳番号の記載のない方については新番を払い出し、同一人物の記録が別番号で多々存在することにより認識した。	職歴、住所(基礎年金番号導入後)を確認のうえ、新番を払い出さないようした。 厚生年金の場合は、事業主のみに通知義務があり、手帳に構記もしないので、定期便の送付よりも被保険者の通知の仕方の改善を図るべきだと思う。
8930	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	合理的な解決方法はないかと思います。 特別便、定期便の回答を見ても簡単に解決できる事例もありますが、本人の記憶があいまいであるケースも多く書面ののでやり取りではなく、実際に窓口で対応させていただければ納得いただけるかと思います。	今のようにコンピュータもなく、紙の台帳で管理していたのだからしかたがないかと思います。 被保険者側にも転職の際に新しい会社に年金手帳を提示する意識もないし、雇入れる会社側にも受け入れの際に年金手帳を確認しない、届出の内容を誤って届け出ているなどの落ち度はあります。 社会保険庁だけがしっかりとしたシステム、体制を作っても制度を利用する適用事業所、被保険者がそれに見合った届出をしていただかないと今後もこの問題は解決しないかと思います。	適用課で窓口をしていましたので、届出の書類はしっかりと審査していました。細かいこと(名前の漢字が違う、前住所と一致しない等)でも煙眯にせず必ず確認を取ってから入力を行っていました。 事務センターで適用・国年の入力を行うようになりましたが、事務所で入力を行ったほうが効率がはるかにいいと思います。何か問題があればすぐに事業所・本人に確認も取れるし処理を間違えてしまった場合のフォローも早いです。
8931	地方庁	その他(社会保険事務所)	コンピューターにたよって調べても見つからないことが、あることだと思います。 元々PCがなかったときからのデーターの保存であり、手書きの文字等が判別がつかないものを機械化しても役にたたないことだと思います	まずは、人員が必要です。 ただ、いくら人員が増えてもノウハウのある方が必要です。 当たり前ですが、コツがつかめるか、つかめないかによって差はでてきます。 また、地元のことをよく知っているかたがいるかどうかも大きな違いになっていると思います。 今も昔も、PCに登録して検索機能を強化しても、人の目で見て入力する作業なので、絶対はないと思います。 当時の記録を大切にして、きちんと見られる環境にすべきと思います。 (過去の画像化等の検索システムに誤りがあってもなかなか直っていない) 迅速であることは大切ですが、正しい記録の判明のために、必要な時間をかけて調査すべきと考えます。	過去からの引継ぎがきちんとされていないと思っていました 問題があることを知ったのは、はっきりしませんが、記録調査をするようになってから(5年ほど前？)認識はあると思います	なるべくお客さまのお申し出を、わかる範囲で細かく聞くようにし、調べるようにしていました。 時間がかかることが反省点です もっと早くとりあげて、対応していたら、1件でも多く解明できたと思います。
8932	地方庁	その他(社会保険事務局)				
8933	地方庁	その他(社会保険事務所)		当方だけでは、全面解決まで至らないので、 記録の持ち主(と思われる方)の協力が必要だと考える。 できる限りの方法で手番記録の整備を行い、 その上で、記録の持ち主(と思われる方)に照会を行い、 一つ一つ整理していくしかないと考る。	手番記録の未統合として認識していた。 時期は平成12年度以降。国民年金適用担当課在籍時。	当時は手番の登録等を行うといった対応であった。 ただし、届出のあった方の記録のみで、受身の対応といえる。 届出のない方への未対応部分が現在の問題へとつながっていると考る。
8934	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	社会保険庁・社会保険事務所では、個人に対する情報があまりにも無く、一部行われているように、市区町村との連携により個人の特定を行っていくことが早期解決につながると思います。	平成9年から基礎年金番号が導入され、その時加入していた制度の番号を基礎年金番号へ、他に持っている番号があれば基礎年金番号へ登録をするという作業がありましたが、通知書の発送後、数年しても別に番号がある、統合がされていないという人が多数見受けられました。 最終的には、裁定請求の時に確認・統合をするからという業務が、年金記録問題へ大きく発展したと思います。	国民年金の業務に業務経験の約半分を従事してきました。 (8)からの自分自身での対応として、年金記録問題に発展する前から、窓口対応・帳票入力などにおいて、お客様に、ご自分の記録の確認、他制度に加入したことの有無などそのつど確認作業は行ってきました。 また、国民年金の帳票(資格)関係には、住民基本台帳を基に作成されているため、現在も多数残っていると思われる被保険者氏名をカタカナから漢字へ変換するなど、正確な個人記録の情報管理に徹底してきました。 社会保険庁(事務所)の不祥事が相次ぎ、また、消えた年金問題など国民の皆様方へ多くのご心配、ご迷惑をおかけいたしましたことなど、深く反省をし、お客様の大切な年金記録を、お預かり、管理させていただいているという気持ちを持ち、信頼される組織へなるよう努力していきま
8935	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号導入時にもっと本腰を入れて取り組むべきだった。請求時に調査すればよいということで先送りにされていた。 採用時。(平成12年)	もう少し広報したり、学校教育にも取り入れる必要があったのではないか。 年金記録問題になるまで、年金制度について知らなかったり関心を持たない人が多かったのは周知が足りなかったからではないかと思う。
8936	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。		19年4月頃です。加入記録については、受給者は請求時に職歴確認しているし、加入者は基礎年金番号が導入された時に通知しているので、今のような大きな事になると思いませんでした。	記録問題が起こってから、すごくたくさんの記録が台帳に残ったままになっていたことにびっくりし、記録確認を今まで以上に慎重にしようと思いました。 WMで、早く記録が確認できるようになって、請求時の職歴確認をしっかりやっていれば、かなり違ったと思います。老後の大事な年金に結びつく記録だということを、もっと早くから、国民のみなさんに広報し、年金制度の良いところを知ってもらうべきだったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8937	地方庁	その他(社会保険事務局)	標準報酬の改ざんについて、事実として5等級以上の降級も遡及の事業所の全裏もあるにもかかわらず、真偽が不明として、疑いとして全件数が公表されているが、実際にあった事例も多数あることが知られていない。	厚生年金の記録問題については、「ずさん」が一人歩きしている現在、制度の厳要についての説明等が殆どされていない。 せめて、厚生年金の保険料徴収の開始時期、(国民年金もそうだが)等を 周知してもらえるなどの措置があれば、相当数の照会が必要でなかった。 いまさらではあるが、一考していただきたい。	年金記録問題については、社会保険庁だけの責任ではなく、(当然あるが) 事業所、市町村、また被保険者自身にも問題がある事例も多々存在する。 もともと基礎年金番号導入時からその前の手番については統合処理を開始しており、相当数の番号の記録については、統合されない(誰のものかわからない)ことは予想されていた。しかしながら、完全な記録であっても、住所記録が ない為に年金請求時点で最終確認するという方法については、仕方がないという認識であった。	社会保険庁の対応については、基本的に批判を浴びるだけであり、反省すべき点は反省するのは当然であるが、反論ではないが、ある程度の説明(釈明)があってもよかったのではないか。 元々この問題があがった時点で、政府(自民党)は「省庁の垣根をこえて全力で対応する」と言っていたのはなんだったのかという思いである。 結局この件の聞しては庁としてなんら追求もなく、どうせ解体されるのでその場しのぎの業務を行っていたように思う。 また、現場の声を聞いてなにかしらの対策をこのアンケートから考えるのであれば、「あまりにも遅すぎる」の一言であり、こういうことをしましたよ、という対外的 なポーズであれば意味がないと思いますので、是非ともこういうアンケートの類が どう生かされたかまできっちりと報告していただきたい。
8938	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		増員して処理にあたる。	実務を行っていたときは問題との認識はなかった。問題の存在はマスコミが言い出してから気づいた。	誠意を持って対応した。
8939	地方庁	その他(社会保険事務所)	ねんきん特別便では厚生年金の標準報酬月額がわからない問題点があったが、定期便では改善されているので、今の時点では世間一般に知られていない新たな年金記録の問題点については把握していません。	(6)のとおり。	基礎年金番号に未統合の年金記録が約5000万件あると判明した年金記録問題を知ったのは平成20年5月か6月頃だと認識しています。未統合の過去の年金記録について裁定時に年金記録を整備すればいいという安易な考え方に端を発していると思った。職員の年金記録管理の認識	未統合の年金記録を一件でも多く本来の年金記録に戻さなければと思い、期間調査の経験を踏まえ事務所のなかでも積極的に記録問題にとりくんできた。反省点については(8)のとおり。
8940	地方庁	社会保険事務所長	思い当たりません。	今回の問題解決に向けて、現在取り組んでいる事(作業)を確実に進めていくことが必要であると思います。また、取組みを進めていくに当っては、これまでの取組みの検証等を行うとともに、その結果を今後の取組みに反映していくことも必要ではないかと思います。 さらには、再発防止策として、今回の問題の原因の一つであるコンプライアンスの徹底を図ることも重要であると思います。	国民生活に一番密接な問題であり、非常に大変な問題であると認識しています。特に、年金受給者については、切実な問題であり、最優先に解決することが必要であると考えています。また、今回の問題が起こったことについて、一職員として非常に残念な思いです。 過去(相当以前)から、制度的な問題(各制度で年金番号を払出ししていたこと)や事務的な問題(記載誤り、入力誤り等)で、未統合の記録が存在しているとは思っていました。しかし、年金請求時や基礎年金番号導入時の記録整備等において、順次整理されているものと考えていましたので、これほどの件数があるとは思ってもいませんでした。 なお、今回の問題については、平成19年5月か6月(公表された)頃に知りました。	今回の問題を解決するためには、「ねんきん特別便」及び「ねんきん定期便」により年金記録を確認してもらうことが必要であるため、機会ある毎に周知、徹底に努めています。 なお、反省点としては、基礎年金番号の導入時期が遅すぎたこと及び職員のコンプライアンスの徹底が図れていなかった事等が考えられます。
8941	地方庁	その他(社会保険事務所)				
8942	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	現在、任期付で勤務しているため、記録問題を知ったのは、報道関係のニュースでした。	お客様の問い合わせ内容について、実際どのようになっているか？分かり易い言葉で誠心誠意、伝えることしかないと思い、対応をしていました。
8943	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		基礎年金番号が導入された時点で、制度ごとに番号が付番されていたので、順次統合していかなければならないという認識はありました。年金給付課に在籍していたときも、請求書に記入された番号以外に漏れているものが無いかを調べ、文書や電話で統合作業を行ってきました。請求前に漏なく年金が受給できるように心がけてきましたが、年金記録問題が発生するまでは、これほどの問題であることの認識はありませんでした。	小さなことを地道に積み上げていくしかないと思います。制度発足時から、点検作業をしっかり行っていればよかったと思います。制度としても、それぞれに番号を付けるのではなく、始めから一人1番号の制度にしておけば、今回の問題はある程度防げたと思います。
8944	本庁	その他(本庁)	特になし		本人が記録についての記憶がないことが非常に多く、年金番号を複数持っている方もかなりおり、過去の年金に対しての意識・関心の低さを痛感していた。 相談を行うようになり、5年程前から未統合記録は莫大な件数になるであろうとは感じていたが、想像以上に大きな問題であった。	年金相談等の際に相談者らしき記録があった場合や、空白の期間がある場合など、少しでも記録の統合に結びつくよう丁寧に聞き取りを行い、記録が見つかるように対応していた。1件1件確実に解決していくしかないと思う。 年金に関しての事業所での説明不足、本人の認識不足、市町村役場での説明不足、社保の指導不足が積み重なり、長年放置された結果大きな問題になってしまったように思う。
8945	地方庁	社会保険事務所課長級以上			年金の受給に結びついていない記録については、統台帳からコンピューター上へ記録を移した際にもれてしまったことは問題ではあるが、そういった記録も当然ある、ということで資格照会の窓口があり担当職員がずっと配置されていたのだと思ってきた。 また、そうした記録は本人の受給申請時に確認をして統合するため、被保険者には不利益にならないものとして、これまで認識していた。 しかしながら、被保険者が過去の勤務先を忘れてしまうと調査が進まなくなってしまう統台帳時代の仕組みを、現在のコンピューター管理の価値基準を以って、近年、外部から問題であると指摘されるようになって、これまでの管理方法は被保険者にとっては十分でなかったと意識するようになった。	民間の保険会社との比較で考えても、社会保険庁の職員数で国民全員にかかる社会保険事務を行うには、事業主や被保険者本人の協力がなければ成り立たないことを職員が自覚し、またそのように国民の皆様に接してこなかったことが反省点である。
8946	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	知りません。	一つ一つ記録の突合を実施していく以外にないと思われる。	基礎年金番号との単なる未統合と認識していた。	個々の年金の記録は、統台帳で取得時から喪失時まで報酬の変遷を含め、また国民年金も同様に記録されていると思い、年金請求時に庁が保管する記録と本人の申立期間と突合し相違しておればその都度統台帳を確認し 適正な年金が支給されていると思っていた。 過去の早い時期に統台帳、マイクロフルムの整理をするべきであった。
8947	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	市区町村との連携。	新番払い出し時の確認不足や年金請求時の確認不足から、浮いた年金が発生したと思う。職員がきめ細かい対応をおこなっていなかった点もあるが、やはり被保険者本人も勤務先等をおぼえててもらわないと対応にも限度がある。 仕事に従事していた頃から、勤務先のもれは発生するのではと思ってました。	明らかに新卒者でない人には、事業所に確認を行ったり、年金請求時には氏名索引を必ず実施していた。 年金問題の発生以降、その相談にあたっては必ず氏名索引を行った。忘れているであろう記録とおもわれるものについても本人に聞きながらおもいだしてもらえるよう話をすすめていた。 現場職員でできることは、本人に確認して記録を調べることに尽きます。 その記録をきいたあとの調べられる土台を本庁でしっかりつくってもらいたかった。 カセットも依頼分しかあけず、事業所名の訂正もかなり時間を要したりで現場のことを本庁はわかってないしわかろうともしていなかったと思っています。 今後は、たてではなくよこの連携を充実させ、本庁も上から目線ではなく現場をみるべきだと思う。若い職員だけを現場に異動させるのではなく中堅職員も現場にだしてもらいたいと思う。
8948	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金手帳の紛失や、個々の記憶が頼りとなる部分も多く、時間が経過するほどに解決が困難な問題だと思います。	お客様と接する際に、統合漏れなどがないか確認するように心がけております。基礎年金番号導入時に、未統合の手番についての確認や、加入記録の確認を徹底して行うべきであったと思います。
8949	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	期間照会を担当した職員、国民年金課採用職員を中核として解消していくのがいいのではないかと思います。	マスコミ報道によりしりました。 年金記録は、正しいとの前提で仕事をしていました。	連日、窓口は大混乱で昼食も取れない状況で窓口でお客様対応をしました。 基礎年金番号導入時に、丁寧な記録照会を行っていればよかったと思います。しかし、当時は大蔵省から予算がとれないと聞いていました。
8950	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	まだ特定できていない記録については、引き続き地道に調査していくしかないと思います。	基礎年金番号が導入されてからも、一人一番号化がなかなか進まず、年金請求時の聞き取り調査が重要だなという認識でした。 WM上、古い記録に不備が多いのは入社当時(平成四年)から感じていました。	一件でも多くの記録を判明させるよう努めました。 反省点(理由)としては、 1.「本人記録である」との特定をする際、申請主義であったため、本人の可能性が大いにある記録でもこちらから本人にお伝えすることができなかった事 2.オンラインシステム導入時、古い記録において事業所整理記号の収録を 省略した事と、氏名収録の際、大勢の賃金職員にその事務を任せた(と聞いている)ため、通常考えられないような読み方で登録されているものが多く氏名検索や事業所名検索での本人特定が困難だった事 3.おそらく多くの職員が古い記録に不備が多い事に気づきながらも忙しさにかまけて早い時期に対応しようという声を上げなかった事 これらの事が大きな理由だと考えます。
8951	地方庁	その他(社会保険事務所)	現在知られている問題以外はありません	旧台帳の整備をし統合をいそぐべきだと思います	年金記録問題として認識するようになったのは国会等で問題になったころですが、相談業務において基礎番号に他手番の統合が進んでないとの思いはありました	取得届処理時等で統合を進めましたが、現在ほど被保険者の方の関心が無く、統合されないことがありました
8952	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	年金問題は様々な要因が絡み合っているため、ひとくくりにはできない(事務処理のミス、職員の不正、事業主や被保険者の届出時の誤り、申請主義、制度の問題、行政および国民の意識の問題など)。それを全部「消えた年金」としてひとくくりにして考えてうしまうと、誤解が生じるし、根本的な解決にならない。また同じような問題が発生してしまわないためにも、ひとつひとつの問題をクリアにして、年金問題の解決に向けて努力し、今後の再発防止に勤めなければならないと考える。	(7)でも述べたとおり、年金金問題は様々な要因が絡み合っているため、ひとくくりにはできないと思う(事務処理のミス、職員の不正、事業主や被保険者の届出時の誤り、制度の問題、行政および国民の意識の問題など)。 年金問題が大きく取りざたされる前にも、基礎年金番号に統合されていない、手番が多いことは認識していたが、年金受給時に整理され、正しい形になると考えていた。したがって、問題の存在としては、一部については、平成14年の入庁時から存在としては知っていたものの、これほど大きな問題になるとはその時点では考えていなかった。	年金問題が取りざたされる前は、積極的に職員が記録問題に取り組む状況ではなかった。もちろん業務上必要であれば記録の統合や国年保険料の記録の補正(マイクロや市町村に確認)を行っていいたが、当時は職員も国民側も年金記録に対しての意識が低かったのだと思う。行政側は、申請主義に甘えて、国民に委ねていたし、国民は自動的に行政がきちんとやってくれていると考えていた部分が多かったと思う。また標準報酬の改ざんなどについては、直接業務に携っていないが、社会保険事務所と事業主の利害関係の一致で不正が目をつぶられていた部分があるのではないかと考える。 どちらにしても、年金記録に対する意識の甘さと、法令順守が守られていなかったということが大きな問題だったと思う。それは職員ひとりひとりの問題でもあるが、組織全体にそういった雰囲気
8953	地方庁	その他(社会保険事務所)	事業所のミス又は故意の疑いの強い未届け又は届け出内容によって生じた期間脱落、報酬誤り、賞与未提出について。たとえば、新規加入届けを提出しない、役員のみ正確に届出する、保険料を初回から滞納する、事業主が行方不明など。 総務省第三者委員会よりあっせんされた記録訂正について、当該期間について国庫への保険料納付があったのかどうか。たとえば、新規加入前についての期間は国庫への納付はありえな	事業所任せにしないこと。事業主に対しては労働基準監督官のような特別司法警察職員のような職員を設置し、調査権に捜査権を付与し、悪質な者には告発できる体制を確立し、事業主の責任・義務を徹底的に負わすこと。 事実に基づかない遡及訂正の件は、従業員に限り、現被保険者のコンセンサスが得られれば、訂正前の記録に職権で全員行う。	氏名等におかしな記録があることを業務を進めるうちに知り始めたが、オンライン記録又は事業所、被保険者名簿によって、特定できるものだと思っていたし、長年にわたることで、被保険者・事業所(事業主)・社会保険庁のあらゆるところで生じた問題だと考えている。	年金相談や裁定請求事務処理の際、聴き取りを行い、又は氏名索引により可能性のある者に照会文書を送付し、記録判明につなげた。 過去記録の照会を本庁・事務所一体となって行う必要があったのでは。また、特別便の送付時期が短期間であったため、充分丁寧にできたのかどうか、もう少し期間を長めに設定し、体制を確立したうえで、フォローアップも重点にしながら進めたほうがよかったのかもしれない。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8954	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	国民の皆様に再度通知等送付し、記録に不備がないか今一度確認していただく。また、新聞の折込チラシ等の広報やメディア媒体を活用する。 職員は、使命感とスピード感を持ち早期解決に向けて尽力する。	基礎年金番号導入前は、同一人について番号が重複されて払い出されることは制度別加入の観点から問題意識はなかった。 基礎年金番号導入後においても、年金請求時に、ご本人の確認によりもれなく記録は統合された上で裁定されているものであると考えていた。	社会保険は申請主義であるため、ご本人からの申し出がないと統合処理ができないものであると考えていた。ただし、ご本人の記録である可能性の高い記録については、連絡等により確認をしたうえ番号の重複取消処理等を行っていた。 反省点としては、紙台帳からオンラインに移行した時点での突合が不十分であったことと、基礎年金番号が導入された時点において、統合処理にむけ確認作業に取り組まなかったことであると考える。 いずれにしても、社会問題となる前に年金記録の確認作業を行わず、後手に回ったことが社会保険庁の信頼を失墜させる要因であったと考えられる。
8955	地方庁	その他(社会保険事務所)		複数の手帳番号を持っていた人が手帳を紛失したり、氏名変更などの手続きもれなどで、基礎年金番号へ記録が統合されないままのケースも多くあったので、国民総背番号制の様な形で記録管理ができれば確実だと思います。	国民の信頼を損ねた。また今後の年金制度に不安を与えた重要な問題。問題を知ったのは、報道された時。	通常業務と併せて資格照会業務に精一杯取り組んだ。問題点は、台帳からオンライン化への移行処理にミスが多かった様に思います。職員の重要な年金記録を管理していると言う意識も少なかったのかもしれません。
8956	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に存じ上げません。	今後は安易な新規付番は行わないようにすること。 領収済通知書では保管する際かさ張り、通知書の紛失に繋がると思います。なので、納付実績を被保険者本人の手元で一目見て分かるような方法に変えられたほうがいいかと思います。	年金番号統合漏れの問題については年金制度に対する被保険者の意識の薄さもあり生じた問題と認識しております。 19年ごろと記憶してます。	お客様に対し、年金制度をより理解を深めてもらおうと意識を持ち応対しました。
8957	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	未統合となっている年金記録を早期に統合すること。	転職するごとに新規の番号を取得される方が多くいましたが、基礎年金番号の導入や本人宛手帳番号の照会を順次行ってきたことにより、未統合記録の解消が進んだと認識していた。また、年金請求する時点では、職歴の確認をしたうえで、年金の裁定を行っており、特に、裁定者については、期間の漏れがないと認識していた。 この年金記録の問題を知ったのは、報道された時点です。	早期に解決するため、年金特別便の処理に取り組んできた。 オンラインシステム導入時のシステム運営やプロセス、事務所での業務管理、事業所への指導不足等が反省点として挙げられる。
8958	本庁	その他(本庁)	特になし	地道に、市町村などからも情報提供を受けて確認をしながら統合をすすめていくことが大切と思われます。	年金記録問題については、平成16年ぐらいに国民年金業務に携わったときに実感をもって認識があった。対面で話を聞きつつ記録を統合しようとしても本人が忘れたというような話がけっこうあった。本人の確認ができない以上統合できないので、そのままになっている記録はけっこうあるんだろうという認識はあった。	なるべく、相談にこられる前には職歴、加入歴の確認をするので家で整理してきてからくるように電話では案内をしていました。 また、なるべく家人や配偶者と来所し相談を受けるよう案内をしていました。 なるべく手番の時代から、一つの番号を使用するように案内しておくべきであったと思われます。厚生年金、国民年金の手番が一本ずつの人であればこのような複雑な記録問題につながらなかったと思われます。 また、機械化したときに、氏名の振り仮名などの整備をしないままであったことも記録を調べる上で難しくしていると思われます。なるべく、マイクロなどで管理するだけではなくマシン上ですべてが確認できる状態にしていることが大切と思われます。なお、専門職で扱っているものが複雑であるにもかかわらず職員の長期研修の場がなく、自助努力によって業務が行われてきているのでもっと職員のスキルの育成の場をもうけることが大切だったと思います。(国税や検察などは長期にわたって研修をうけてから職場に配属されると聞いています。)
8959	地方庁	その他(社会保険事務所)			未統合の記録が相当数あることは入庁してしばらくしてから認識していた。しかし、未統合の年金記録は裁定請求の時点で確認できていると考えていた。	裁定請求時点での記録確認が重要と考え、問題発覚前の給付課在籍時代では記録を請求者に見せて、いつ就職し退職したかを説明しながら問題ないかを確認していた。 現時点で考えれば基礎年金番号導入後、名寄せなどをして受給者をメインに記録確認を呼びかけるべきだったと考える。
8960	地方庁	その他(社会保険事務所)	偽名にての厚年取得(温泉地等に多い)	マイクロの完全収録(記録補正をする中で、国年マイクロにて氏名変更、住所履歴等、取得時の情報での手番情報が登録となっているものが多く見られる。変更履歴が確認できれば、本人確認がスムーズにできる。)	手番統合については、年金受給時に整理をかければいいと思っていた。そういう街辺もしていた。手帳を持っていれば、記録は確認できるので照会等いただいた際にも、すぐに来所を促さず、時間を取れる際に来所をお願いしていた。機械管理になっていないものがあることは、採用時より知っていたが、その都度のカセットなり保存記録照会で対応し、そのうち全て整理されると思っていた。記録の収録について誤りがあることを前提には仕事はできず、苦虐していた。	記録について、機械管理されている記録が間違っているかもしれないとして本人の申立てをできる限り、聞き入れ確認作業をとるようにしている。 手管理時の記録の管理、保存を徹底し、機械管理に移行する際、きちんと整理をかけられなかった事が大きいと思う。基礎年金番号付番時にも徹底して整理をかける必要があった。記録問題が公になってから国民の皆さんの年金に対する意識が大きくなったが、それまでは給料から勝手に引かれてる、国民年金も請求書が来るから払う程度の方が多かったと思う。年金について、重要であることを制度発足時より周知する必要があった。
8961	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	国民年金については未納なのに納付したと主張する人が多いので、市町村(国保データなど)や当時の銀行・郵便局の振金引出し状況などのデータ提供を求める必要があるのではないか。 厚生年金においては、当時会社が社会保険未加入なのを社保と会社の責任として記録を認定するように求める事例が出ていて、新規適用の遡りについて議論する必要があるのではないか。	一部週刊誌に記事が出はじめた時。それまでは問題があると認識していなかった。	窓口や電話で真摯に応対を心がけた。年金は長期間に渡ってデータを保存(終戦前から)しなければいけないものであるが、手書きの時代からコンピュータへの移行時点で個人データの見直しをする必要があったのではないかと思われる。
8962	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	個々の事案を着実に対処していくしかない。	この問題がでてくるまで、こんなにも浮いている記録が存在しているとは把握していなかった。今までの対応に疑問をもった。この問題が出たとき知ることになった。	多数のお客様からの疑問に親切、丁寧に対応して協力とご理解をお願いしてきた。一人ずつお話すれば皆さん気持ちよく応対してくれるが、今までの窓口対応についての苦情等厳しい言葉も多々あったのは事実である。現在の対応について変わったという嬉しい言葉もあるので、個人として新しい組織の一員として対処していきたい。
8963	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	社会保険業務処理マニュアルに基き事務処理を行い、届書に不正と思われる疑義が生じた場合には内容を確認する。	過去の年金記録に直接関わる業務に携わっていなかったので、平成19年に特別便の送付が開始されるまで私自身の認識は薄かった。か	反省点については、大幅に標準報酬を引き下げる遡及した月額変更届については事業主に対して添付書類を求めているが、特定遡及処理以外にも下がりの月額変更届に関しての内容確認を事業主に対して求められるように法整備を進めるべき。
8964	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	不明な記録について、保有する台帳の徹底調査を進め、より詳細な内容から可能性の高い人に対して、徹底的に戸別訪問対応するべきであると考えます。	国の制度として、信頼を損なう問題であり、過去の記録管理の責任が問われる重大なことであると認識している。具体的に知ったという時期については、わからない。	受付相談を積極的に対応し、申出内容を正確・迅速に理解しながら、親切・丁寧を心掛けた。記録が紙台帳で管理されている時代の事務処理誤り、機械管理に移行された時代の突合確認不足等が反省点であると考えます。
8965	地方庁	その他(社会保険事務所)	非常勤職員の2009年12月年金問題等 適用事業所のパワーハラスメント的取得漏れ及び架空被保険者の問題 朝鮮半島の労働者等を強制連行していた事実をひたすら隠すためカセット化 現場より記録の事実を隠蔽しようとしていた。 マイクロフィルム化後も業務命令に反して原簿を残した市町村職員と社会保険職員がいたからこそ記録回復につながった。 年金のカード化だけでなく、日本年金機構を2010年1月1日発足が至上命題 だあるほど資本主義・新自由主義の危機が迫っている。	地位と名誉ある人はみんなの見本に原則から、時効前に違法行為・脱法行 為を行った事業主・政治家等の全面謝罪と無条件の被害者への善後策。 現場職員の増員と組織の研修。 事業主に違法性・犯罪行為であることを周知すること。 公益通報こそ社会保険職員の事業所指導の不徹底性と調査活動の不十 分さであることがわかる職員意識を持つこと。 中小・零細企業の保険料の軽減策。 公益通報を「たれこみ」と認識する幹部職員の一掃。 「ここだけの話」は利権と腐敗の始まり情報の公開。	資本と戦争と結びついた問題で職員個人では対応しがたい。 労働者の賃金の後払いである年金を国は支払う気がない。法律行為で支払 う義務があるならば、戦前のように賃金の回収として介護保険・後期高齢者 医療・地方税等保険料・税金として回収するもの。 保険といいながら社会保障的要素を組み込み意図的に赤字政策により保険 料率のアップと給付の低減を行う。社会保険の保険料を税金と見立ている。 社会保険庁、厚生労働省のみならず政治家を含めて考え方を変えなければ ならない。 動めてまもなく。職員であれば誰でもわかること。 日本年金機構法こそ労働者の年金権を資本に売り渡すとんでもないもの。	日本年金機構法案が上程されたとき認識が甘かった。 職場内での上申制度の活用と、職員労働組合の活用が十分出来なかった。 幹部職員の総辞任(当然天下りは行わない)と社会保険を食い物とした資本 家・政治家の陳謝と不正部分の返付。 特に就労実体のない社会保険加入機関を居直った小泉純一郎元総理大 臣の医療費と年金の整理。このことが2010年日本年金機構に移行しようとも 今後の課題。妥当性をここで見ている。 職場の労働者・被保険者のみならず職場外の労働者にまず信頼し団結する こと。これが一切の始まりであり結論。 [redacted]分限免職を辞さず、屈辱的な賃約書を拒んだ職 員・断腸の思いで賃約書に署名した職員とともに定年再雇用目指して闘うこ とが年金問題に対する社会保険労働者の結論である。
8966	地方庁	その他(社会保険事務所)				
8967	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思い当たりません。	記録問題の対応は各事務所での対応ではなく、全国にて一箇所、それが不可能な場合はブロックに一箇所でもいいのですが、徹底した集約をする必要があるかと考えます。 理由としてまず挙げられるのが、年金記録問題の対応として謝金職員・賃金職員が現在、大量に雇用されていますが、各社会保険事務所がその人員をうまく使えていないことにあります。各事務所対応では職員が電話対応等を含め自身の仕事に追われ教育もままならず、かなり効率の悪い状況が今年のはじめから続いており、それは機構の特定職員でも同じこととなるのは目に見えてます。職員含め、その特定職員枠を一箇所に集めて記録問題業務にあたることができれば効率も良くなり、コスト面でも非常に良くなると考えております。	私が年金記録問題を知ったのは、マスコミを通してであり、報道と同時に知ることとなった。また、問題に対する認識はマスコミを通して構た情報、それを受けた職場の同僚、上司の反応を自分の中で整理して受け止めていた。 年金記録問題が報道され始めたころのマスコミの報道程、社会保険庁が一概に悪いとゆう問題ではないかと感じていたが、やはり我々の責任に帰するところがとても重く、国民目線を考えたら、あれだけ非難されても当然のことだと考えてました。 私の認識では本庁・地方庁含め、職員の責任感の欠落が原因で起こった問題だと考えます。年金の性格にも起因することなのですが、制度設計にしても末端の事務処理に関しても、公務員としてあるべき責任を将来に向けて持つことができれば起こらなかった問題だったと考えています。	私は失った信用を回復するために、電話・窓口では今まで以上に国民のことを考えて対応するように心がけました。また、私は庶務業務を担当しており、これ以上信用を失はないように、特別便・定期便に関して、受付・遡及状況の管理を徹底して行い、書類の紛失等が絶対に起こらないように取り組んできました。 私は現状で考えたとき時に年金記録問題に対する対応に多くの問題を含んでたと考えます。解決を急ぐのは良い面でもあると思いますが、急ぐことが優先されすぎての安易な解決策が多く示されたのではないかと考えます。その結果、国民の混乱はもちろん、社会保険庁自身も混乱してしまい、そのことによって、更なる国民からの信用を失ってしまったケースは多々あると思われます。 現状でもそういった部分が多々感じられますので、今後はもっと腰をすえて対応できればいいかと考えています。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8968	地方庁	その他(社会保険事務所)				
8969	地方庁	その他(社会保険事務局)		人員削減などをするのではなく、専門チームなどを各事務所に配置し人員を増員したほうがいいと考えてます。	年金記録問題といってもそもそも基礎年金番号が導入されたのが平成9年でそれまでは国民年金と厚生年金別々で管理されていたためそのために消えた年金問題が発覚したので、平成9年にもっとしっかりやるべきだったと思います。	年金特別便の窓口に出たり積極的に対応していました。やはり今後民間委託するということは、作業の効率性等考えればいいことかもしれませんが、責任問題があやふやになってしまう恐れがあるためその旨をしっかりしなければ、また同じ事の繰り返しになってしまうと思います。
8970	地方庁	社会保険事務所課長・級以上	特になし	国民の信頼を取り戻すために、年金記録問題を徹底して解決すべきと考える。だだし、明らかに納付していない国民年金保険料について、申出があれば安易に納付とすることは認めるべきではない。	年金記録問題が表面化し、厚生年金記録の突合作業を実施する中で、大量の年金記録が反映していないことに驚いた。また、年金受給者に記録漏れがあったことは、年金記録がオンラインに収録されていなかったことが原因ではないか。	オンラインシステム化の時点において、紙台帳等からの記録の収録作業を実施していれば、このような問題は起きなかったのではないか。
8971	地方庁	その他(社会保険事務局)	○恥ずかしながら、既に報道されている内容の方が、わたくしの知りえる情報を超えているものと思います。	○この問題の解決は、「記録を正しく管理すること」、「管理した記録をオープンにすること(個人情報に配慮)」、「正しく管理した記録により年金給付すること」の基本3点が必要となります。 よって、方策につきましては、現状の対応であっても解決できるものと考えますが、信頼回復もこの記録問題のひとつと考えるのであれば、現状起きている訴訟内容などの分析などにより、新たな対応策を策定するなどが方策のひとつと考えます。 また、記録調査についても、「在職=加入」という絶対条件のような報道が大量に調査依頼を招いたものとしてあげられますが、もともと、加入条件の周知が事業主(所)任せになっていたため、制度理解のない事業主から被保険者への周知は当然無く、被保険者本人が把握していないことも混乱の原因となったものとおもいますので、広報・調習・研修をこの機会を機に、大量に増やすことが重要と考えます。	○特に大きな問題とは意識していなく、通常の誤謬範囲のことを大きく取り上げている位な認識をしていました。 ○存在を知ったのは上記のこともあり、新聞・TV報道で知りました。	○当時は、個人的にどう対応とか考えたわけではなく、漠然と収縮していくものと認識していました。 よって、平成19年の7月TV報道後に、大量に来客数が増え、対応ままならないまま、窓口応対を余儀なくされた記憶がございます。 ○現時点で見た場合、わたくしを含め職員意識(解決するという)が確立されていなかったため、本来であれば、解決するはずである窓口対応という行為が、スムーズに対応出来なかったという点において、正しい記録をお持ちの方についても、社会保険庁に対する不信感が増幅されたことが反省点のひとつにあげられると考えます。 あの時点で、大多数の正しい記録をお持ちの方を味方に付けれたのであれば、現在対応中の「ねんきん特別便・定期便」については、混乱は抑えれ一定の不信感は払拭されたはずであると
8972	地方庁	その他(社会保険事務所)		今の法令に基づいて(新たに色々と変更することは混乱につながると思われるため)、今行っている処理をもっと増員、増資することによって、できるだけ早く行うこと。 増員が必要だと思いますし、制度が複雑なためただ増やすだけでなく、その者への研修なども必要だと考えています。今は、その研修を行う時間や人員の確保ができない状況に感じています。	期間照会の担当者が古い紙台帳をめくり、手作業で記録の確認を行っているのを知って、もう少し機械による検索が可能になるとよいと感じておりました。平成11年頃です。	意見要望として上司に伝えてきました。 機械による検索システムが進んできていることで問題処理が随分スムーズになったと感じています。
8973	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	現在行っているダイレクトメールの照会による記録の確認	資格取得届等の届出用紙に氏名のフリガナの欄を設けるべきではないか、とコンピュータを導入する前に漠然と感じていた。	残念ながら(8)の問題に対して、特に対応したことはありません。また、現時点でみた場合、この問題については事業を拡大する前に何よりも真っ先に解決するべきだったのではないか、ということが反省点である、と私はそう感じています。
8974	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。		・年金記録問題が発生する以前については、年金裁定請求時に年金記録を充分に聞き取りし、記録判明の場合は補正等をおこない、多数の年金受給者の皆様に正当な年金受給がなされていると思っていた。 ・総合相談室長に在職時、今回の年金記録問題が発生し、最前線で対応する中であまりにも年金記録の不整備が多く、社会保険庁職員として、年金受給者また被保険者の皆様に本当に申し訳ないと感じました。 ・特に以下のケースが非常に多い ・複数の年金手帳の発行による年金加入期間もれ。 ・厚生年金手帳と国民年金手帳の基礎年金手帳時の統合もれ。 ・本来は防げた年金裁定請求時の記録確認不足による年金加入期間もれ。 ・紙台帳時の中間記録喪失記録遡及の入力あやまり。 ・旧姓時代の年金記録の統合もれ。	・総合相談室長、所長として、年金記録問題を取り組みしているが、特別な対応は必要なく、年金受給者また被保険者の、お一人お一人に丁寧真摯で的確な対応をおこない、記録が正常な方にも、また、記録等が判明した方にも、社会保険として充分な説明責任を果たして、ご理解をいただく努力をする。 現在の、社会保険庁の特別便、定期便による年金情報の提供の方向性は正しいと思います。 反省点は、国民の皆様に対しましての年金情報の発信が不足していた点です。
8975	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	賃金職員等を確保し、まずは年金受給者の早期解決(記録確認・再裁定・支払)		
8976	地方庁	社会保険事務所課長級以上	現在の政府の解決方針とは異なりますが、気になる事は、過去に「土建国保」が大量(1事務所数百件単位)で厚生年金の適用事業所として新規取得し翌月全喪届を提出した時期があります。ほとんどの事業所が滞納であったと記憶しています。また、国保組合が、滞納後に新規適用取消届を提出していたケースも多々あったと聞いています。 そのような場合であっても、現在の記録確認の方法では、本人の記録があったとして、認められてしまいます(第3者委員会も含め)。確信犯的に滞納した者の記録が認められるのは、公平性に欠けると思います。	解決策は、出来る限り保険料納付状況を画面照射出来るようにし、取得・喪失次期及び不能欠損の事実を確認できるようにすることです。	特にありません	
8977	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じません。	私見ながら、分限免職対象者の中には、優秀な能力を有する職員が多数含まれているものと思います。その中にも、この記録問題を解決するためのノウハウを充分持ち合わせている者がいるはずです。 この知識を自ら放出することは、頭脳の流出でありとともに記録解明に向けた作業効率のロスでもあると思います。 コンピューター記録やマイクロ記録の「平面」しか読み取れない若年職員と違い、(画面に照射される記録の)奥行きを見ることができる職員は本当に貴重な人材です。 今後、予定されている記録解明のプロジェクトにあたり、例えばこういった人材を記録確認・整備事務に全て投入して、現行スタッフの一助としてその能力を活用したらどうかと、常々思っています。 今後は、新組織で新たに設置される「年金記録課」がこの記録問題解決の主管課になるでしょうが、仮に補助的人員の手立てが充分であったとしても、ともすれば件数消化だけの記録解明にもなりかねません。	恥ずかしながら、単純に「基礎年金番号未統合記録の解消問題」程度の認識でいました。 それは、地方庁に勤務する者から考えれば、よもや進達済み記録が未収録、また誤収録となっているとは努々思ってもみなかったからです。 したがって、この記録問題の存在および重大さを認識したのは、一連のマスコミ報道を受けてからです。	この間、自分自身に出来る事は、連日津波のように押し寄せる相談来訪者の方々に対して誠意を持ってお答えすること、照会記録をより早く回答すること、と考え目一杯突っ走って来ました。 今省みますと、対応策等の実施にあたって、もう少し庁・業務センター・事務所三者が十二分に理解と認識を高めた上で携手できる「時間的猶予」を与えて欲しかったことの一語に尽きます。 待ったなしの政治主導であったがために即応が求められましたが、結果して拙速的な対応が混乱を招き、正に負のスパイラル状態に陥った状態でした。現場を預かる者としては、限られた猶予期間であったとしてもその期間内で充分な対策等講じたうえでこの問題に臨むことができたのであれば、より国民の皆様方の受け止め方も、もう少し違ったものになったとともに、不信感・不安感の度合いも違ったものと思っています。
8978	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じません	国民からの信頼を回復することが急務であるから、全庁体制ですみやかに記録整備を行わなければならない。	基礎年金番号の導入で、複数の手番を有する被保険者の統合処理が確実に行なわれるかの危惧があった	広報媒体を活用しての注意喚起。
8979	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金受給者で、年金加入記録原簿と裁定原簿の加入月数と裁定月数の相違が、受給者が亡くなって初めて判明するケースが多々ある。	要再裁定リストの確認もれ、127号の進達もれ、本人からの208号の届出もれというのが主な原因と思われます。技術的なことはわかりませんが、(6)であげた相違するケースを全てピックアップし、金額の増えるケース、減るケースと分け、増えるケースについては試算のうえ仮計算書を本人宛に発送、減るケースについては個別に対応するなどという形で対処するしかないのでは。	統合されていない手番について存在することは採用された時点(H.9.4.1)から把握していました。ただ、基礎番通知を送付した際に統合するためのﾊｶﾞｷを返信するよう指示していること、年金の裁定を行う際に本人記録については全て調査したうえで裁定することと思っていたので、最終的には年金受給時に記録は一本化されるだろうくらいに考えていました。	基本的なことですが、裁定時に過去の姓も含め氏名検索をきっちりとし、相談窓口対応時は加入履歴の確認をしっかり行えていなかったこと、受給者に対して全ての記録を判明させる意識の重要さを認識させられていなかったということが反省点だと思われます。ただ、本人がどうしても職歴を思い出せない、期間が短かったのでおそらく加入していた意識がないため確認ができない等で結果的に手番として残ってしまうものは、現場で毎日対応していますが多々あります。残念ながら、現状で打つ手が特別便などで地道に職歴を確認しながら統合していくという方法しかないのであれば(本人と思われる手番は半ば無理矢理にでも統合に持っていくといったような方法をこれからもとらないのであれば)
8980	地方庁	その他(社会保険事務所)		今の作業以外に特別いいアイデアはない。	多くの厚生年金・国民年金番号が基礎年金番号に統合できないという問題 台帳からコンピュータへの記録移管に漏れがあるという問題。 平成19年	判明した時点で統合の届出を促す。(先延ばしにすると、年金手帳を紛失したり、勤務先事業所名を忘れたりする可能性が増して統合が困難になる。) ・厚生年金番号に住所登録がなっかた点。 ・年金手帳は受給するまで紛失しないという前提であった点。 ・台帳記録をコンピュータに移管していなかった、移管作業が杜撰であった点。 ・手帳番号から基礎年金番号(同一人物でありそうな)を検索するシステムがなかった点。 ・多くの人々が年金に無関心だった点。 ・偽名、年齢詐称でも就職できた点。
8981	地方庁	その他(社会保険事務局)				
8982	地方庁	その他(社会保険事務局)				
8983	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません。	地道にコンピューターで調べ、紙台帳を確認するしかないと思います。 今後、裁定請求書の履歴の欄は学校を卒業してからの履歴書を書いてもらったらいいのではないかと思います。	基礎年金番号が導入される以前の未統合の手番のことだと思っていました。 年金記録問題がマスコミにとりあげられた時です。	記録の確認に来所されたお客様に対し、自らの問題として記録調査に取組みました。 世間で問題になる前に何か対応ができたのではないかと思います。
8984	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思い当たることは、ありません。		年金記録問題については、年金特別便による名寄せ作業が本格化するまでは、重大な問題としては、認識できていませんでした。 年金記録の保存方法に問題があったこと。 また、年金給付にあたり、細かく記録を調べなかったり、給付を渋る体質が社会保険庁にあったことが問題ではないかと思います。	今後は年金給付にあたり、年金記録を細かく調べること、窓口での説明を懇切丁寧におこなうことが大切だと思います。 また、期間照会、再裁定業務については、全力で業務を進め、窓口での説明を丁寧におこなうことが大切だと思います。
8985	地方庁	その他(社会保険事務所)		国民への年金制度の周知徹底、事業所(被保険者)の社会保険加入もれなどをなくす。	年金記録もれ、基礎年金番号導入後の手番未収録などが多く、国民への年金制度の周知ができていないことや、年金裁定時の職歴確認が不十分であったことが原因であると思いました。また、天災による名簿等の紛失や焼失、 名前、生年月日等の誤記入などの原因より、記録確認ができなかった(不十分)ことも年金記録問題の原因のひとつだと思いました。 このような問題があると知ったのは、当時期間調査を担当していた平成5年～6年頃だったと思います。	年金手帳の払い出し番号を順に見て、名前や生年月日、先頭記録が正確に収録されているか名簿と突合したりと、確認をしたこともありました。 また、調査依頼のよくある大規模事業所の名簿を見ながら、手番への収録が 正確にできているかなど確認したこともありました。 名前、生年月日の誤記入や記録の誤収録、年金裁定時の職歴確認不足(被保険者の記憶漏れもありますが・・・)、複数の年金手帳への収録(国民、 事業所の年金制度の認識不足?)、事業所の未加入(適用漏れ)等がこのような問題の原因のひとつだと思います。 また、記録正常の方についても社会保険事務所に来所するなど、マスメディアによる国民の不安や事務所混雑など、特別便のことをもっとわかりやすくしなければいけなかったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8986	地方庁	その他(社会保険事務所)		様々な方策と調査で、回復した記録もあるが、消失してしまっている記録は残ると思われる。年金記録問題に追われ、適用や徴収など、社会保険制度の業務ができていないのも問題である。一律の国家補償など別の方策で解決せざるを得ないのではないかと思う。 紙台帳管理の記録については、回復するのにも限界があると思う。	基礎年金番号が導入される以前は、それぞれの制度で異なる番号があったため、事務所においては、本人の申し出に基づき統合作業を行なってきていた。しかし、導入時に、本人が社会保険庁あてに返送した回答票に基づく統合作業がなされていないものがあることを報道で知り驚いた。統合後の記録を回答するまで行なうべきだったと思う。 組織として背負っていかなければならない問題であり、地道に解決していかなければならない問題と認識していた。	電話や窓口で苦情をいただく毎日であるが、ひたすらお詫びすることと、申し出に対して真摯に応対することを心がけてきた。 問題点としては、国民ひとりひとりの立場に立った対応が組織全体において不足していたと思う。
8987	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていない問題は特になし。		現在期間調査の担当をしています。 期間調査を担当してから半年ぐらい経って、記録管理の仕方に問題があることを強く認識致しました。	情報管理の方法が間違っているのではないかと感じています。 基本情報について、なんとなく情報を積み上げるのでなく、絶対に正しい記録で管理するべきだと思いました。 国民年金記録にしても、年度の納付情報はわかっても、各月の納付情報はわからないことは問題だと思います。 ただ、情報の管理にしても、パソコンで管理しているのに、すぐ検索できないとか、情報の一元化を各職員が徹底するとか、物品管理にしても必要なものだけすぐに取り出せるようにするとか、能率の良い作業場を工夫するとか考えとか等、基本的な部分で改善するべき点が多々あり、組織の逆転現象(大局的判断で間違い、各職員がばらばらになっている状況)からしても、改善は難しいのではないかと思います。
8988	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	今後も年金記録調査の体制を強化するとともに、誠意をもって調査することが必要ではないでしょうか。	年金相談窓口の時、かなり漏れている記録があると思いました。 請求にこられた時点で詳しく聞き取りしていましたので、これほど膨大に残っているとは、思いませんでした。	裁定請求の際には職歴について、入念に聞き取りをして、記録を整備するようにしていました。 最近、漢字での検索ができるようになりましたが、以前はカナだけでの検索でしたが 昔、手作業で処理をしていた時には、カナでこのように検索できるようになるとも想像もしませんでした。原票にフリガナも記入していませんでした。 退職した原票をどのように管理しているのだろうとは思いましたが。 手作業の時からのきちんとした管理が必要だったと思いますし、 せめて、機械化になった時点で、被保険者記録、事業所記録の整備をするとともに、現在のようにいろいろな方法で検索できるようにしておいて欲しかった。
8989	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません	記録回答票等に関する調査回答を迅速に行う。	年金記録問題が発生前から基礎年金番号への統合されていない記録が多数存在していることについては、認識しており、裁定時に確認することで対応していると認識していた。 しかし、オンライン記録に収録されていない記録(厚生年金・船員保険の旧台帳)や氏名入力が正確に入力されていない等の問題については、業務センターの処理のずさんさは、年金記録問題発生まで認識していなかった。	被保険者の記録回復にむけて、加入記録を正確に把握し、被保険者へ早期回答に努めた。 記録の整備が完了する前に特別便や定期便を送付したことで年金制度に対する不信感膨らませたと思われる。
8990	地方庁	その他(社会保険事務所)		問題解決のための専門チームを作り、集中的に業務を行う。	迅速かつ正確に対処しなければならない問題。 報道がされはじめた頃。	特別便、定期便での窓口対応、電話対応の際丁寧にすることを心がけた。 職員各自の意識不足。
8991	地方庁	社会保険事務所課長級以上	新聞報道でもありますいように、給与明細では厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、ご本人の記録が、それ以前に資格喪失されているケースが見受けられました。	現時点のように、定期便などでお客様に情報提供を行い、サービスに努めるのが最善の方策だと思います。	年金記録問題がこれほど社会的に大きな問題になるとは思っていませんでしたが、三者委員会に出向し国民年金の収納(地方自治体や集金人及び社会保険事務所での過年度収納)がそれぞれの収納方法が存在したため、厚生年金においては、例えば同一会社の転勤に伴う一ヶ月の欠落などが、今日の社会的問題になったとおもわれます。	第三者委員会出向中は、性善説に基づいたやり方で、周辺事情からおおむね納付されたであろうと思われる申立人については、調査員として「あっせん」の報告で委員会に詰ってまいりました。 今後はやはり定期便等で、お客様に情報提供を行っていくことが大切と思います。
8992	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特に無し	新年金制度の施工。	2008年入庁時、データ喪失が存在する事実、報道等の情報より認識していた程度。	データ通信サービスからの脱却を実施し、刷新システムによる事務費用削減に向けPTで作業中。 反省点[redacted]丸投げと依存。
8993	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし	現在の自分が在籍するセクションで出来うる限りの事務処理を行なう。 記録問題を完全に解決するためには、何か一律の解決策を考える必要もあると思う。(たとえば、どうしても判明できない記録については、一定基準の一時金を支給する、など)	報道等により、情報が多数入ってくるまではここまで大きな問題とは思っていなかった。(実際、年金記録問題と呼ばれるようになったのはここ最近でもある) 記録追加処理を行う係があるくらいなので、記録漏れが多少なりともあることは以前から知っていた。	社会保険庁がずさんな管理をしていたことが反省点であると思う。 そのときに正確な管理をするよう指示をしなかった監督者、責任者の怠慢。
8994	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	ひとりひとりの知識と意識の向上。今後年金記録訂正をパートや派遣等の方が対処していく際の教育の徹底。	氏名検索等をすると記録がでてくることから、今までの徹底がなっていなかったと実感しました。 ニュースや新聞で2年前位から知りました。	年金相談の際、記録に誤りがないか詳しく確認をしていました。
8995	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	一件一件の地道な取り組みで解決していくしか亡いと思います。	手番が存在していることは分かっていましたが、それほど大きな問題とは思っていませんでした。記録問題が報道されてから、お客様の相談を受けている際に記録もれや、誤りがあることが分かりました。	お客様の訴えに基づき可能な限りの調査を行おうとしましたが、オンライン化以前の記録が完全にあるわけではないので、残念ながら十分な調査ができませんでした。 オンライン化に際しての、紙台帳の記録を完全にデータ化していなかったことは、反省点であると思います。又、私たち職員一人一人の年金記録に対する意識が低かったのではないかと思います。
8996	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	1件づつ最後まで処理するしかない。	改ざん等の事実は、年金記録問題が浮上して初めて認識した。	組織風土として、収納(納付)率至上主義があったのではないか。
8997	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	年金問題について真摯に受け取り、早期解決すべく、あらゆる検索方法を駆使し対応しているが、昔は今ほど年金に関心が持たれておらず、被保険者本人の記憶も曖昧であり確認作業に多くの時間を要している。以前よりも氏名検索方法はカナだけではなく漢字検索や名寄せ等も出来るようになり改善されたが、昔は本人が通称名を使用していたりするケースもあり、一筋縄では解決は困難な状況であり苦労している。 安易な統合等を行うことによる第二の被害を起こさないように充分注意をしていかなければならず、地道に確認していくしかない。	紙台帳からWMに切り替えた際に整備されていない記録があるというのは聞いていたが、これほど大変だとは思わなかった。	年金不信と言われるなか信頼回復に向け、お客様の話に耳を傾け充分に聴き取り、一人でも多くの年金記録の判明に繋がるよう努めてきた。 過去の過ちを反省し、訂正するのはもちろんの事だが、安易に記録を統合等し、第二の被害を起こさないように注意することが大事であり、十分に確認をとって対応している。氏名等の索引についても、登録時の誤り以外に、昔は本人が通称名を使用していたりするケースもあり、幅をもたせ確認を取るようにして対応している。また、年々複雑化する年金制度に対して職員研修の機会も多く設けられ、お客様にわかり易く伝えようと努めているが、なかなか簡単なことではなく苦労している。 職員は誰もが早期に問題を解決すべく、通常業務に追われるなか、年金問題について多くの時間や労力を費やしてきたと思う。一人一人の意識は変わってきたと思うが、人員削減により余裕の無い状況で、時間外や休日出勤を強いられ、終わりが見えない問題に心身ともに疲労が蓄積され続けている。 今後は適用時等に的確に確認するのはもちろんだが、年金に対する被保険者自身の意識改革も重要だと思う。
8998	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。			記録補正作業を積極的に行うこと。
8999	地方庁	その他(本庁)	記録解明作業にあたっている者のレベルが低い その理由は、職員および委託業者の派遣社員などが、おそらく数ヶ月単位のスパンで入れ替わりしていることによるものだと思います。	作業には、知識・経験の積み重ねが大きいため、ある程度継続して従事できる環境作りが必要では。新規に従事する者に、新たに研修を行うコストや手間をかけるのは無駄が多い。また、社会保険労務士など専門知識・責任もっていただける方にもっと協力を依頼しても良いのでは。	任期付き職員のため、入社前からマスコミ等の報道により認識がありました。	[redacted]整備チームは12月末で終了とのこと。私ごと日本年金機構は不採用となったため、せっかくの知識・経験が今後生かすことができません。
9000	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし		・長期間にわたる制度運営と時代時代の事務処理方法から発生した面もあると思いますが、年金制度への信頼を損なう大きな問題と認識しました。 ・マスコミ等が取り上げだした頃から。	・これ以上、信頼を損なわないよう、記録問題に限らず、すべての業務について慎重な事務処理を心がけました。 ・過剰なマスコミ報道が先行し、問題解決に向けた緻密な処理手順も組めない中で対応せざるを得なかったこと。
9001	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	年金特別便、定期便による確認や紙台帳との突合等を行っていくしかない。	テレビや新聞等のマスコミ報道で初めて知った。	年金制度を作ったときに将来のことを想定していなかったこと。もっと早く基礎年金番号制度を導入していれば年金問題はおこらなかった。
9002	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません	ありません	基礎年金番号導入時に基礎年金番号とされた番号以外に番号を持っている場合に統合がうまくいくのかといった認識はありました。	当時は事務所を離れていたこともあり、年金受給手続時までに統合すれば良いというふうに考えるにとどまり、特に対応はしませんでした。現時点で考えますと、問題点を考える、また現場が思っている問題等を吸い上げる仕組みを確立、機能させることが必要であったと考えます。
9003	地方庁	地方社会保険事務局長		記録の調査のみを専門にする部署をつくって対処していく	テレビ等で騒がれてはじめて知りました。記録がそんなふうに管理されていたことに驚き落胆しました。	自分のできる限り知識で一人ひとりの記録を見つけ出そうとしました。紙台帳ということや、癖のある字を解読するのにかなり時間がかかります。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9004	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知っていることはありません。		平成19年のとき、オンライン上でまだ整備されていない記録が多くあるということを初めて知りました。未整備の記録とは即ち給付からはもれている記録なので、大きな問題に発展していくのではと思いました。	1つでも記録が判明すれば、その分年金が増えて受給者に喜んでもらえると思い、窓口ではよく話しを聞いてその後の調査に生かせるよう努めました。先輩から話を聞くと、記録未整備の問題は前々から分かっていたことであったのに、緊急の案件ではないからと後回しにされてきたものであるということでした。確かに緊急ではなかったかもしれないが、少しずつでも整備をかけていっていれば、ここまで信頼を失うことはなかったのではと思います。
9005	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		未統合の年金記録は、基礎年金番号への移行時に本人からの申し出のなかった記録であり、各種手続や年金請求の際、統合できれば良いとの考えであった。 未統合の記録が5000万件であるとか、「消された」年金記録といわれるものは、マスコミで報道されてから初めて知った。	年金記録の確認のため来所された方には、過去の職歴や勤務した経緯など制度加入当初からの順をたどって聞き取りし、仮に本人が忘れてしまっていることでも、会話の中から思い出せるよう心がけた。 「年金は請求主義」と理解していたため、未統合の年金記録は年金請求までに整備できれば良いと考えていたが、それは本来、基礎年金番号移行時にやらなければいけないことであった。その後の統合状況についても数値は公表されていたのかも知れないが、未統合記録に対する意
9006	地方庁	その他(社会保険事務所)				
9007	地方庁	その他(社会保険事務局)				
9008	地方庁	その他(社会保険事務所)	脱退手当金を受けている人の記録が、業務センターで入力作業時に脱退手当金を受けたかたちでの処理になっていないのではないかと思われる。	業務センターで、作業方針をかためる必要があると思う。	非常に重要な課題であり、その解決には何十年もかかるのではないかと思っている。 記録の統合を必要とすることが、問題の一部であるとすれば、知ったのは、採用時となると思う。	件数がここまで膨大にあるとは思っていなかった。 問題が発覚して、その数を知り、非常に驚いた。 年金の記録を一人一番号ではなく、一人にたくさんの番号を払い出していたことだと思う。 また、年金が老後の生活にどれくらい影響するのかわからないような時代にあり、国民も国もその対応を急いでいたことが、問題の反省点であると思う。
9009	地方庁	その他(社会保険事務所)			台帳記録をコンピュータへ移す際の誤りが多く、チェック体制の甘さ、記録に対する重要性の認識の甘さが引き起こした問題であると思う。	ひとつひとつの記録が各個人の大切な記録であることを再認識したうえで今後の登録誤りや見落としのないようにすること。早期かつ確実な記録の照合を行う。 反省点として、別人記録の統合を恐れるあまり本人申出記録しか確認しなかった点もある。
9010	地方庁	社会保険事務所課長級以上			年金記録問題は、過去記録管理の問題である。 記録問題発生時。	本人の申出に基づき、被保険者記録を詳細に調査。 都道府県により台帳の管理方式が異なる。 移管や台帳書換における記録管理がずさんである。
9011	地方庁	その他(社会保険事務所)				
9012	地方庁	その他(社会保険事務局)			入庁した平成6年健保適用に所属した際、基礎と手番の存在を知ったが先覚や年金給付の方に「年金請求時に確認するから大丈夫」と言われ、今のような問題意識は無かった。確認できうる限り統合処理をしていた。職場が異動になって、適用課の人に聞くと、業務処理の効率化・サービススタンダードなどもあり、わざわざ確認・統合処理をしていないと聞いてびっくりした。	迅速な処理と突貫工事のようなやっつけでは、やはり後々問題が出てくるので、どちらを優先するのか問題だが、はっきりと上司・所長・局長・長官・大臣からの命令もなかったことも問題だったのかと思う。よく言われている問題の共有化がもっともっと大事である。それにまつわる、諸法律も民間業者とくらべて、非常に分かりにくい仕組みがあることも問題である。一件一軒、外回りする外勤職員のような方を設けひとつ一つ解決に向けて対応していく地道な作業が必要だと思う。
9013	地方庁	その他(社会保険事務所)	今は、なにも言いたくない。	今は、なにも言いたくない。	今は、なにも言いたくない。	今は、なにも言いたくない。
9014	地方庁	その他(社会保険事務所)		お客様の立場に立ってお話をさせていただき、ご理解いただけるよう努力していかなければいけないと思っています。	非常に大変な問題だと認識しました。	お客様の立場に立ってお話をさせていただき、ご理解いただけるように努めました。また、信頼回復につとめました。
9015	地方庁	その他(社会保険事務所)	国年、厚年番号の複数所持、及び滞納事業所にかかる標準報酬の訂正、以外には、年金記録については、特にありません。	現在は基礎年金番号があるため、重複して番号をとることはないと思います。 本人に地道に確認するしかないと考えています。	業務課(適用)のとき(平成10年頃)、年金番号が分からずに取得届を提出する事業所があり、早急に保険証の交付依頼等もあり、新規で払い出してしまった。年金請求時に年金記録を確認してもらえれば済む話だと安易に考えていた。	本来、疑重複番号で調査するべきですが、事務処理の簡素化、効率を優先させてしまったことが反省すべき点
9016	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	国民背番号制度の確立 最新の情報システム	在籍2年未満ではよくわかりません。 マスコミで知りました	人間の力の限界をカバーする最新のコンピューターが必要でり、年金制度を 国民にわかりやすく説明する仕組みが不可欠だと思います。 職員のやる気を引き出すには信頼の回復だと思います。
9017	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にないです。	記録問題の対応を中心として行う課だけでは人数が足りないので、今まで通り支援が必要になると思う。それぞれ自分の仕事があると思うが、解決のためには人数が必要となるので本部、年金事務所共に可能な限り支援の人数を多くするべきだと思う。また、経験の長い人や短い人もいるので、人数だけではなく、作業の質を高めるために、作業内容についての説明やそれぞれの知識が高まるように策を講じるべきだと思う。	採用(平成16年)後しばらくしてから手番が多いと思っていた。ただ、自分だけでは解決のしようがなかったので、結局問題になってからの対応になってしまった。	特別便の対応で事務所の窓口支援や日頃の電話の際に親切、丁寧な対応を行った。今後は問題の大小問わず、発生してしまったら、さらに大きくなる前に迅速な対応をするべきだと思う。
9018	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。		年金裁定時において、本人に職歴確認し、又さらに、氏名検索も行い他に記録がないかチェックもして、裁定処理を行っていた事もあり、平成19年5月に初めて沢山の記録が宙に浮いている事を知りびっくりした次第であり、問題と認識しておりませんでした。	窓口相談、電話相談ともに、親切、丁寧、迅速に対応し、少しでも信頼回復できるよう、又、早く解決できるように努めました。 反省点としましては、年金手帳は大切に保管すべきものだと、広報活動をもっと活発に行い、国民全体に周知徹底を図るべきべきだったものであり、各制度一人1つの年金番号の払い出しを遵守し、業務を遂行すべきものだったのだと思います。厚生年金番号にも住所の登録を行っていたら、本人確認が今よりは容易に行えたのではないかと思います。
9019	地方庁	社会保険事務所長	知られていないことなのかどうかわかりませんが、 昭和40年代くらいまでに、生命保険会社の外交員として在宅勤務(2～3ヶ月程度の短期間)されている方のなかに、ご自身が厚生年金に加入していたことを忘れられていたり、まったくご存じない方がいらっしゃるケースが以外と多いのではと思います。	マイクロに収録されている昭和60年以前の名簿、原票とオンライン記録の突合せをするしかないと考えます。	平成6年に厚生年金記録照会業務の担当課長をしたときに、古い記録でお名前がオンライン上に出てこない人の多さに驚きました。いわゆるカセット記録として保管されている被保険者記録なのですが、氏名索引でもヒットせず昭和20年前後の炭鉱等の記録では現在もまだ多くカセットに残っているのではと思います。	その時においては期間照会申し出をされたお客様の記録を一つでも多く探し出すことに傾注しました。一気に解決する方法など思いつくすべもなく、提案することもありませんでした。 その当時からでも、少しずつでも解決を図っていたらこのように一気に噴出すことはなかったのではと思います。
9020	地方庁	その他(社会保険事務所)	採用されてからの年月も長くないため、世間一般に知られていない問題については、知っていることはございません。	この問いに対して5点ほど考えていることがあります。 1.事務所と上部機関の関係及びそれぞれの業務について見直すこと。 2.ねんきん特別便・ねんきん定期便の調査・回答を完結させること。 3.各市区町村との協力・連携をすること。 4.新オンラインシステムを導入すること。 5.年金記録問題対応部署の職員の増員、部署の拡張をすること。 1.について 事務所において年金相談を担当している職員は、お客様にとって分かりやすい説明を懇切丁寧に行うことが必要です。窓口である事務所では当然の対応だと思います。お客様への説明をしっかり行なうためには、逆にお客様の話をしっかり聞かなければならないと思います。職員がお客様の記録を確認する上で、お客様自身の話しを良く聞くことは重要です。そのようなお客様と職員との会話より、お客様がご自身の年金記録について確認する糸口が見つかると思います。その上で、法令知識を学習することや業務マニュアル・通知・事務連絡に従った業務を行なうことが必要だと思います。結局、職員個人の年金実務の能力を高めるという結論に収束します。 それに対し、事務連絡を発出する上部機関は現場の業務に精通していることが必要だと思います。そのような現場の業務に精通した者が業務マニュアルを作成し、現場の実態に則したマニュアルとする。事務連絡についても、各部署が縦割りで事務連絡を発出するのではなく、各部署間の調整を行なった上で、事務所に事務連絡を発出する。ただ、これは上部機関が現場の言い分を聞いてくださいということだけを言いたいのではありません。現場の実務の経験がある者の考え方や意見も業務マニュアルや事務連絡に反映させることがこれからは必要ではないかと考えているだけです。そのために、日本年金機構でのキャリアパターン(案)として提示されている地方と本部間の人事異動を活発に行なうことが必要だと思います。 2.について 年金記録問題解決への布石としてこの特別便と定期便がお客様へ送付されているため、この2つについての調査・回答を優先させることが重要だと思います。また、お客様には、事務所への来所・回答票への記入などご迷惑・ご負担をかけていることを考慮しても、この2つの調査・回答を優先することが必要だと思います。 しかし、業務に優先順位を付けることは重要であるとしても、他の業務がおろそかになることはあ	年金記録問題は、社会保険庁として、また国家として解決しなければならない重要な問題と認識していました。社会保障制度の重要な要である年金は、お客様である国民の皆様の信頼によって成立しているものです。(財政的観点からみた公的年金制度の成立・存続ではありません。)そのため、お客様の信頼なくして年金制度の持続可能性はないと思っています。 年金記録問題は、このお客様の公的年金への信頼を揺るがす非常に大きな問題です。そのために、時間がかかろうとも解決しなければならない問題であると思っています。 この問題について知ったのは、正確な記憶ではありませんが、平成18年～平成19年頃であったと思います。	私は、今現在の自分の置かれているセクションを考えると、年金記録問題の解決にあたりお客様サービス(CSを高めること)が自分にできることであると考えています。 現在は、直接年金給付関係を担当する部署に配属されているわけではありませんが、年金相談でお客様と接することがあります。そのような年金相談等の担当を通じて、年金記録問題の解決に少しでも近づけるように日々業務に励んでいます。 特に、社会保険庁として現在も取り組んでいるねんきん特別便・ねんきん定期便の要件で、事務所窓口まで来所されたお客様に対して、お客様の話をしっかり聞き、年金制度についてお客様にとってわかりやすい説明を行なうことを心がけています。 反省点については、以下の4点を考えています。 1.新システムの導入がなされていないこと。 2.年金記録・給付に関して、専門的知識・技能を持つ職員が少ないこと。 3.裁定時の記録確認が従来は不完全であったこと。 4.新法発足時から記録整備に積極的に取り組んでこなかったこと。
9021	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	機構に変わる前に1件でも多く解決するべく、日常業務とは切り離して記録調査のみに専念できる環境をつくる。	まだ数年しか在籍していないので、記録管理等がこんなにもあいまいにされていたとは思いもよらなかった。 知ったのは19年6月頃。	職員一人一人の記録や保険料に対する認識が甘く、無責任だった。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9022	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません	記録として残っていないものは未納であったと徹底すべき。「クレーマーとして暴れれば、思いどおりにしてくれる」と言ってのけた来訪者もある。毅然とした対応ができるような、整合性のある法律を作ってほしい。 また、記録問題一本で業務をさせてもらえば、早期解決に結びつく。	年金関係の担当になったのが、マスコミ等で年金記録について問題化してきた頃なので(それまでは庶務、会計業務がほとんど)、あまり認識するような機会がなかった。また、知ったのも問題化してきた時期。	問題意識を持ったのは、社会保険庁が年金記録問題として対応し始めた頃のため、庁からの指示のとおり業務をおこなった。莫大な事務量のため指示されたことを遂行するだけで精一杯だった。皆がそうだったと思う。連日の残業と相談で身体も精神も限界だったと思う。 反省点としては、今となってはと思われるが、各県単位で手管理で記録を整備していたことと、また、責任は社会保険庁だけでなく被保険者本人の自己管理もきちんとできていなかったこと(被保険者証等があれば請求の際判明できているはず)、国も後々給付対象となる大事な記録だという意識をもたせる機会があまりなかったこと、コンプライアンスの徹底ができていなかったこと等。
9023	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し。	年金記録調査及び記録整備等を専門に担当する年金記録課を、立ち上げて、事務処理の迅速化を図る。 業務センターで保管している旧台帳のカセットを、全て開く。 無年金者や死亡者等の処理不能分の対応方法を、別に設ける。	本来、未統合の年金手番の取り扱いは、年金請求時に全ての年金記録を確認して、記録統合する取り扱いになっていたため、マスコミで騒がれるまでは 、年金記録問題の認識は無かった。	年金請求時の記録確認が不十分なケースが多いと知り、年金受給者に記録調査依頼を勧めた。 在職中の被保険者についても、早急に手番統合の手続きをするよう勧めた。 【反省点】 コンピューター収録前の記録管理が、ずさんだった。 世間には、全面的に社会保険庁のミスと印象付けられ、正しい年金報道がされていない。
9024	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
9025	地方庁	その他(社会保険事務所)	これまで明らかにされているもの以外に、知っている問題はありません。		年金記録問題は、年金記録の確認をお客様側からの申立てしか行おうとせず、その割には管理がずさんであった私たちの姿勢がまねいたものと認識しています。 問題の存在を強く意識し始めたのは、「消えた年金」報道がされた頃です。	日々の窓口業務において、お客様の年金履歴の確認をこれまで以上に慎重に行うよう努めてきました。 紙媒体での記録保管からコンピュータでの記録保管へ移行した当時の作業には、人員確保の面でもコンピュータの精度の面でも限界があったのだろうと思いますが、その当時やりきれなかった作業をここまで置いておいてしまったことが、今回の年金記録問題を大きくしていると思います。
9026	地方庁	社会保険事務所課長級以上		今後、毎年定期便が送付されることになったことに伴い、これをきっかけとしてお客様に年金をより身近なものに感じていただき、どんなに些細な疑問にもお客様の立場に立って一つ一つ親身に取組んで行くこと。	行政側で良かれと思ってやった行為もあると思うが、お客様の立場に立った対応が不十分であったと思う。	年金記録問題にかかるお客様からのこの間の苦情等を貴重な情報としてとらえ、お客様の立場に立った対応を再認識し、丁寧かつ慎重な対応を心がけてまいりたいと思う。
9027	地方庁	その他(社会保険事務所)		窓口対応時に、他の手続きで来所されたとしても、お客様にお時間があれば、その都度、記録を確認していただき、記録を正常なものとするよう心がける。 また、今回の年金記録問題において、住民票はあるが、実際には居住していない、ウィンドウマシーンに登録はあるが、古い住所記録で未送達であった、電話番号登録はあるが、現在使われていない、または別人だった、3号や厚年の被保険者で、住所が十年以上も前の登録のものだった、など、ご本人に送付されない、連絡がとれないケースが多々あったと思う。 そこで、直接の解決策とはならないかもしれないが、被保険者の方々に、住所や電話番号登録の重要性を再確認していただき、移動や変更がある場合は、確実にその手続きをしていただくことを呼びかけていくことも重要であると考える。	一刻も早く解決すべき問題と思った。記録が判明した、しないも当然重要だが、ご本人が働いて厚生年金をかけていた場合、その記録がないときに、その方の過去が否定されているような心地がした。 採用後、国民年金課に配属になり、長期間記録が抜けてるようなお客様の対応をするようになってから知った。	なるべく、空いている期間に対してお客様に質問し、記録を確認してもらうようにしていた。 当時、010や090による氏名索引の仕方しかしらず、厚年のコードをもっと学んで、詳しく検索するべきだったと反省している。
9028	本庁	その他(本庁)			年金記録問題は、年金制度の不備、システムの不備、制度運営マニュアルの不備であると認識していました。 問題が存在することを知ったのは、新聞報道等で取り上げられてからです。	とにかく今後は、きめこまやかにマニュアルどおりに対応していくしかないと思い、慎重に対応しようとしました。 年金制度の不備、システムの不備、制度運営マニュアルの不備が反省点であると考えます。ミスが起こってから対応する方針を変え、ミスが起こらないような制度設計、システム設計、マニュアル整備に力を注ぎ、早急にシステム整備を行う必要があると考えます。人の手に頼りすぎている現在の年金制度運営、給付システムを迅速に変える必要があると思います。
9029	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	窓口等での対応を丁寧に行い信頼を回復していくしかないと思っています。 また、今後同様の問題が起こることのないよう十分注意しなければならないと思います。	年金という、生活に直面することであり大変なことだと思いました。 問題の存在を知ったのは、報道等によるものだったと思います。	できることと言えば、窓口での謝罪、丁寧な応対ぐらいでした。 また、問題解決に向けてできることをとにかく必死に行うしかないと思っていました。 やっている仕事の重大さを真剣に考え慎重に業務を行っていればよかったのではないかと思っています。
9030	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	以前調査官をしていたころ、調査対象事業所で、事業主が適正な保険料額を従業員から徴収している事業所が結構少ないと感じていました。 例)○裏失月分の保険料を徴収している。 ○毎月の給与支払額を毎回保険料額表にあてはめ、徴収している。 ○旧の保険料額表を使用し誤った保険料額を徴収している。等。 また、基礎年金番号でなかった頃は、事業所が窓口となるため、従業員が過去の職歴を知られたくないため新たに厚生年金番号を取得したり、偽名を使ったり年齢をさばを読んで取得したりして、複数の年金番号を取得していた事例が見受けられた。	年金通帳を取り入れ、個人がいつでも確認できる環境の構築。	マスコミ等で騒がれはじめて、ここまで記録の管理が、ずさんであったかと、初めて知ってショックを受けました。	昔は、莫大な情報量を、手作業で管理していたことや、年金番号が国民年金・厚生年金・共済年金と各制度ごとに払い出されていたことにより、複数の番号を取得できてしまったこと、また、統一された業務マニュアルがなかったことが過去の反省する点。 現在は厚生年金の適用審査業務に携わっているので、不適切な届や、入力誤りがないよう気をつけ、信頼回復のため業務を遂行しております。
9031	地方庁	その他(社会保険事務所)		誠実な応対、真摯な	受給者にとってとても深刻な問題であり、職員一丸となって解決に向けて努力しなければいけない問題である。	誠実な応対と真摯な態度でお客様の納得いくまで話を聞きご理解を得られるよう努力しています。また、努力しなければいけないことである。
9032	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	ねんきん得別便等で本人照会回答により本人記録をできる限り、特定していく。これ以上特定が困難な状態になったら、同姓同名、同じ生年月日等一定の条件を設け、その条件がそろえば本人の記録として記録統合、再裁定処理とすることができるような仕組みを設ける。	社会保険庁として長年、真摯に取り組んでこなかった、もしくは取り組むことができなかった部分が一気に噴出したことにより発生した問題。社会保険庁として絶対に解決しなくてはいけない問題と認識していた。 基礎番号に統合されていない手帳記号番号があることは知っていたが、膨大な件数であることを知ったの報道等により初めて知った。	組織の一員として、年金記録に対する信頼回復がされるよう、とにかく一件でも多く記録特定、回復処理をするよう対応した。 年金記録という膨大な記録を扱うためのシステム、組織体制ができていなかった。すべてが後手後手だった。
9033	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。		3～4年ぐらい前に記録問題が騒がれ始めた時は、単純に手番が基番に統合されていないので、裁定請求時に確認し統合すればよいと思っていました。 しかし、実際にはWMで検索しただけでは出てこない記録もあることが分かりました。(氏名・生年月日の不一致や手番に氏名等が収録されていないなど)	期間調査のうえ正しい記録に補正のうえ、被保険者に対してお詫びと正しい記録を通知するようにしました。 紙台帳からWMに記録を移した後のチェック(穴合作業)がされていなかったと思います。
9034	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じあげません。	記録問題のみを選任で実施する部署の人員を増やす。(本庁、地方庁を含む)そのためには、正規職員のみでは実施が困難なため、非常勤職員にいかに知識を身につけさせるかが問題だと思います。	オンライン導入後の採用のため、年金記録問題がおきることは、想定していませんでした。(記録はきちんと管理されているものだと思っていました。) また、年金制度ができた時のコンピューターの性能等を考えると紙での記録管理はしかたがなかったと思います。(その後の処理に問題があったのだと思います。紙のため、経年劣化のため文字の判読が不明なもの等多数有る。) 今、思い返しますと旧台帳の照会作業等記録の整備作業の業務を実施したことが、採用当時にありましたが、今回の年金記録問題は、その時から存在しており、表に出ていなかっただけなのだと思います。(制度の運用が始まった時からの問題だと思います。)	年金給付の仕事は、採用当時に担当していただけなので、年金記録問題が表に出てからのことしか言えませんが、今、やれることを精一杯頑張っております。職員一人の力では、限界があるので、組織としての対応が求められると思います。
9035	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	再裁定待ちの人が死亡した場合など、こちらが処理が遅れていたためなのに添付書類が増えたりして戻ってくる。遺族に重ねて提出を求め、支払いもさらに遅れる。未支給請求者が死亡しているときは、さらに酷い。とにかく、専門的な添付書類も多く、細微な理由で返戻し、支払いが遅れるのはやめてほしい。もっと、簡素化をしないとスムーズに処理できないと思う。	当時の年金記録の保存の仕方は原因のひとつ。ふりがなのない氏名、厚生年金は住所も保管していないし、生年月日も事業所の申し立てを鵜呑みにしている。当時はオンラインがないので、ある程度は仕方ないと思うが・・・。 さらに、問題が起きる前は、本人の記録だと推定できるにもかかわらず、本人から事業所名が出てこないと統合してはいけなかったため、漏れが増えた。今更、さも以前から指示していたように方向転換をして、現場職員の責任にされている。 意識が低かった国民にも問題があったのではないか。自分が厚生年金に加入しているかどうかもわからず、加入証や年金手帳の存在さえも知らない。年金制度自体にも理解が薄いために、誤解も多い。 以前は自分から申し出しない記録は年金受給に含めないこととなっていたために、問題と認識し	庁からの指示のとおりに大量の事務処理をこなすことで必死。マスコミには職員の問題を報道するだけではなく、正しい年金制度の理解を国民に報道してもらわないと、誤解があり無駄が多いように思う。 再裁定については、添付書類の簡素化をしてほしい。
9036	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	「この問題」が、(6)の問いにある「問題」のことであれば、「一般に知られていない問題」を存じ上げませんので、特にありません。 年金記録問題全般のことをさすのであれば、一つ一つの記録について、確実に調査を進めるという作業を地道にすすめていくことが大事であると考えます。 この問題を早期に解決することは大前提ですが、解決を急ぐあまり、調査がおろそかになることだけは絶対に避けなければならないと思います。	年金という、国民の生活に必要な制度を運営する上で重要な年金記録が適正に管理されていなかったということは、国民の、国への信頼を大きく損ねてしまった重大な問題だと認識していました。年金記録問題が存在することは、新聞、テレビ等で報道が本格化してきた時期に知りました。	いわゆる「宙に浮いた年金」を…つずつ確実に被保険者、受給者の方の記録に結び付けられるよう調査を進めました。窓口対応については、不安な気持ちで来訪されるお客様の立場になって対応するよう心がけました。 年金記録問題については、基礎年金番号制度が導入される前、国民年金、厚生年金で個別に番号が払い出されていたことが物理的な面での原因であると考えます。ただ、年金請求時に統合すればいいという安易に先延ばしにしようとする考え方ではなく、基礎年金番号が導入される時点で年金手帳番号を基礎年金番号に統合する手続きを確実にやっておけばこのような大問題にはならなかったと考えます。 目先の問題ではなく、先を見据えて業務を進めるという姿勢が欠落していたこと、年金制度が国民生活にいかに重要な位置を占めるかということに対する認識が不足していたことが最大の反省点であると考えます。
9037	地方庁	社会保険事務所課長級以上		全ての払出し手帳番号の記録をオンラインシステムで事業所名・住所が確認できるように記録整備し、また、全ての厚生年金・船員保険の適用事業所についてもオンラインシステムで適用・全喪の確認ができるようにしないと本人からの申出があっても記録の確認ができないと思います。紙台帳の目視による調査でも見落としがあると思われます。	年金加入記録が年金受給額に反映されないことは、受給額の減少となり老後の生活基盤が不安となり、社会保障全体のあり方にも影響を及ぼすのではないかと思っていた。	お客様の申立てについて、現時点でできる最良の方法、可能性について模索し記録確認作業を進めてきたつもりです。 全ての年金加入記録がオンラインシステムにより確認できないことが問題であり反省点だと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9038	地方庁	その他(社会保険事務所)			問題の認識としましては、根本的な記録整備の必要性があることは認識していました。 問題を知ったのは、平成19年の夏ごろからだと思います。	出来る筈といえば、お客様の年金記録に間違いのないよう真剣に取り組む姿勢を示していくことでしか出来ませんでした。
9039	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に知りません。		厚生年金の資格記録データがオンライン化された時から記録に問題があるとは思っていましたが、当時の庁の考え方が、被保険者からの年金記録の確認の申出および年金請求の際に記録の補正を行うということだったので、そういうものかと漠然と思っていました。	個人で出来ることではないので特に対応していませんが、今思えば平成9年の基礎年金番号導入の際に、被保険者からの回答を待つだけではなく、社会保険庁自体がもっと積極的に記録整備の対応を行うべきだったと思います。
9040	地方庁	その他(社会保険事務所)	オンライン化後の採用であるため、今現在公表等されている内容以外では 職務上で思いあたることは特にありません。	問題点は記録調査に要する時間を短くすることですが、早急に改善は不可能だと思います。 そのためにはマンパワーの活用しかないのではないかと思います。	wmで検索して記録が見つからなくても資格照会を依頼するのですが、回答が 1ヶ月～2ヶ月以上かかり結局みつからないケースもありました。 その当時は自分でマイクロ検索等の調査についてはたずさわったことがありませんでしたので、記録調査にはずいぶん手間がかかるのだなあと思うくらいでした。 しかし、記録調査方法のシステムの改善を進めていればよかったと悔やまれます。 せめて平成9年の基礎番号導入時点からでも他手番の統合のためにどうすればよいか問題点を整理しその解決の方法について記録調査方法の改善に着手していれば思います。	現在膨大な特別便の回答作成作業のため時間外・休日出勤等で対応しています。
9041	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号の導入前でしたが、お一人で、主に厚生年金でしたが年金手帳を何冊もお持ちの方がいらっしゃる事は、電話や来所されるお客様からのお問い合わせで知っていました。以前の手帳は「資格取得年月日」の記載があった為、転職した事を今の会社に知られたくない、というお客様が多数いらっしゃったためです。そのたびごとに、番号を統一するようお話をしてきましたが、最終的には年金請求の時に統合すればよいという認識でした。 今回の問題が、そのようなお客様ばかりとは思いませんが、一部を成している事はあると思います。	記録統合につきましては、ご本人様からのお届けがないとできませんので、お問い合わせのあった時は、その都度誠意を持って対処してきたつもりです。 基礎年金番号導入の際に、厚生年金加入の方は事業所を通して住所の登録や手番の統合をおこないましたが、届けの提出をしないままの事業所も多く、それが「とくべつ便が届かない」「記録が統合されていない」という状況に繋がっています。 国民年金につきましては、住所の登録は最初からありますが、お届けが遅くなった場合でも20歳時点もしくは厚生年金資格喪失後まで取得が遡るため、その時の市区町村や社会保険事務所での説明が充分にされていたのかが問題だと思います。 基礎年金番号導入後の早い時期に、今回の「とくべつ便」などのような記録のお知らせをする必要があったのではないか、ともおもいます。
9042	地方庁	社会保険事務所長	記録回答票について、問題点があると思います 'あなたの働いていた期間' という形で回答を求めているために、厚生年金の適用・非適用にかかわらず、どんな事業所に働いても、また正規雇用・非正規雇用にかかわらず、回答が寄せられています。 このため、すべての回答者のほぼすべての働いていた期間が回答票にかかれていて、膨大な量の確認作業と調査を行っています。 また、この重要な確認作業を行っているのが、多くは派遣職員のため、職員の指導の手が間に合っていない状況です。 また、結果通知に対する質問も大変多く寄せられ、対応する職員の数も足りていない状況です。	経費節減と、作業効率のため是非、記録確認票の加入期間の照会の文言を再検討していただきたいと思います。	土曜日の応援作業で知りました	特別便については、検討に検討を重ねて作られた書式と思います。 簡単には変えられないために今日に至っていると思います。 しかし、これによって派遣スタッフの数を減らし経費節減できる部分と、公平・正確を期して、結果の通知に対する電話対応および第三者委員会にいく件数を減らす部分を、総合的に検討していただければと思い提案いたします。
9043	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	思いあたりません。	未統合記録の持ち主をあらゆる手段で捜すことだと思いますが、具体的な方法は思い浮かびません。	統合されていない番号が存在することは、年金給付裁定の際や、資格取得入力の際に認識していました。認識したのは、平成6年頃です。	基礎年金番号スタート後は極力新規番号の払い出しはしないようにしました。 反省点は資格取得届を提出、処理する際、本人が番号を忘れている場合には過去の職歴や住所を詳しく聞き取り、安易に新規番号を払い出すことのないよう留意すればよかったと思います。 しかしながら、基礎番の導入や20才強制適用がはじまる前の制度的、システム的な問題もある
9044	地方庁	その他(社会保険事務局)				
9045	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	今の段階では解決方法について考えても思いつかない。	2、3年前に記録問題の存在を少し知った程度。 2、3年前に過去記録整備について3ヶ月ほど業務に携わったときに、過去記録の間違いの多さに驚かされ、その対応をさせられているというくらいの認識。	特に対応しようとはしなかった (当時在籍していた部署は年金業務を行うような部署ではなかったので) 問題点としては、過去の台帳の整備がされていないこと。 オンライン化された後もきちんと記録が反映されていないこと。(特に台帳とオンラインの記録についてハッキリ間違いだとわかるものが多い。)
9046	地方庁	その他(社会保険事務所)	再裁定及び時効特例給付の処理遅延 (一般的に公表されている処理日数より大幅に遅れているお客様からの苦情が多い)	年金額計算のシステム構築	未統合の年金が新聞報道され始めた時に、事業所へ年金記録の確認作業のお願いに訪問しました。その際に事業主や従業員の方からお叱りのお言葉を数多く頂きました。ご意見を頂いた方の多くは記録正常であるにも関わらずお叱りのお言葉を頂くのは、何よりも社会保険の信用を失墜させた事によるものだと痛感しました。 当時、保険料徴収の仕事に携わっていましたが、本来業務をするためにはまず信頼回復に勤める事が必要だと思いました。	手番未統合は本人様からの申請によるものと考えていましたが、その後のフォローが十分で無かったと考えます。 現在、お客様と窓口で加入期間や報酬月額についての相談を受けていますが、何十年も前の案件は資料が乏しく話が出来ません。年金定期便できちんと通知をしお客様に確認を頂く事、また被保険者の現住所を正確に確認出来るよう住基情報を活用する等、確実にお手元に届くように体制を作る事が必要と考えます。
9047	地方庁	その他(本庁)			現役世代おける年金という仕組みへの関心不足	年金制度に加入する前に学校もしくは、就職する事業所等で年金制度についての説明を聞く機会がなく、関心がうすい
9048	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	これまでの間、特別便等送付によりご本人様へお知らせし、認識と記録の相違点についてはある程度の解消が図れたこと。また、国民年金の台帳突合せにより国民年金記録の台帳とWM記録の相違点にも一定程度の解消が図れたこと。更に今月から受給者への報酬便の送付や、来年4月以降に予定されている厚生年金の台帳突合せが実施されれば、記録関係の整備はある程度解決されるものと考える。 期間照会業務に一定程度の目処がついた現時点においては、今後は再裁定業務に力を注ぐ必要がある。	意味不明な氏名(ふりがな)や生年月日を丸めて登録したり、マイクロとWM記録の報酬や納付期間が違ったり等、過去の紙からWMに移行するときの処理方法の過ちや、庁と地方の間の連絡体制の不足、年金制度に対する周知不足、ご本人様の年金制度に対するあまりの関心の無さが何十年にも渡って蓄積され、今、すべての問題がまとめて噴出した。 採用後。	ご相談をいただいたものに対しては調査、回答、再裁定等対応した。 反省点としては(8)で答えた内容を、そのときその都度解消していれば今の状況は無かった。
9049	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	年金記録問題については、個別面談と思います。	未統合の年金記録については、入社後2年程度(平成8年頃)で問題があると認識しました。	手帳番号の時代であり当初は年金請求時に大部分の整理が完了していたものと考えていました。基礎年金番号が導入され、年金記録の統合が進みましたが、年金記録に精通していなければ画面の見方や検索方法についても個人差があり、全てを発見することは困難と思います。また、年金記録の統合については、本人申請が基本となりますので、手番統合の勧奨をしても提出されないものも多くありました。 また、年金記録管理に大きな問題があり、紙台帳の時代から続いてきた、4項目のみの個人識別情報しかないこと、紙台帳にフリガナがないこと、積極的に記録統合に対策をしなかったことが反省すべきところとおもいます。
9050	地方庁	その他(社会保険事務所)		基礎年金番号の導入により年金記録の管理面では相当改善されたが共済組合との年金一元化を急ぐこと		厚生年金記録に被保険者自身の住所の記録が不要であったことが複数の厚生年金番号払出の疑いがある場合の対応に苦慮した
9051	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	まず、業務センターのカセットをすべてオープンにして社保のWMで事業所が即確認できるようにすべきである。今はいちいち照会をしセンターからの回答を得て確認をしている状況であり相当の日数を要している。又、厚生年金の記録において事業所記号が00となっているものについて事業所名が確認できない。カセットオープン時等に事業所の記号が入力されれば本人確認がスムーズに行くのではないか。次に本人(本人死亡の場合は家族)と面談の上、「自分の記録ではない」と申出た記録手番や本人と確認できなかった手番についてその人の記録(手番)ではない旨の表示(基礎○○とたは別人である)のような表示ができれば何度も確認することがなくなるの	マスコミなどで報道され5千万件の記録問題が公表されたときその重大性を知った。基礎年金番号が導入されるまでは厚生年金の番号の重複が多くあり、その都度重複取消の処理を行ってきたが残りがまだこれほどあれとは思っても見なかった。老後の生活を支える重大な年金の問題として捉えている。	平成9年基礎年金番号が導入された時に今回のとく「ねんきん特別便」のような対応をしておくべきであった。記録の漏れの確認については本人が高齢化している上にかなり過去のことととなり、ご本人に少しでも思い出していただけるよ時間をかけお話をしている。「高齢社会」という言葉のない時代であったとは言え、国、市町村、我々職員も受給するときまでにに何とかなるには何とかなるといった甘い考えがあったのではないか。
9052	地方庁	その他(社会保険事務所)	相談窓口で、紛金により国民年金を納付していたはずの期間が未納となっているとの申立をされた方がおりました。その当時、役所に相談されたそうですが納付された事実がないためご自身で裁判を起こした方が早いと言われ、やむを得ず再度納付されたというものです。	当時の納付された状況、事情などを詳しく申し立てていただけるよう、真摯に対応しなければならないと考えております。ご本人の申立により、紛金により納めた年金が消えたことが事実であるとすれば、申立をくみ取るべきではないかと思います。	ずさんな管理が招いた国民年金史上切る深刻な問題であると認識しておりました。また年金記録問題を知ったのは平成19年[redacted]頃であったと思います。	[redacted]未統合の記録が見受けられることに気づいておりました。記録確認に来所するよう、事業所を通じて通達したこともありましたが、完璧にご本人へ通知していた訳ではなく、見過ごすこともありました。この「見過ごしてきた」行為が反省点であると認識しております。現時点においては、ねんきん定期便の年金記録回答票が多数寄せられていますが、回答に至るまでに時間を要するため、国民の信頼回復のためにも、回答・照会業務に全力で取り組みたいと考えております。
9053	地方庁	その他(社会保険事務所)		人員増とシステムの刷新		お一人でも多く年金に結びつくように受給者や被保険者に対して過去の記録を思い出していただくように、また記録が1件でも減るように対応しました。年金受給者に対して支払いのサイクルに時間を要しているのでシステムの刷新をお願いしたいです。
9054	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	これまで通り、本人の記録が間違いがないかを文書で確認をとっていく。	本人が納めた年金記録が、本人のものとされていない記録があれば、確認、統合をし、また裁定されていない記録があれば、早急に再裁定しなければならないと思いました。 4～5年くらい前だったかと思います。	1つ1つの手番を、持ち主であろう疑いのある方に対し、丁寧に確認していかなければいけないと思いました。 受給権発生時の年金裁定請求をされるときに、本人の記録に間違いがないかをもっと詳しく、本人や家族にまで聞き取りが必要であったと考えます。
9055	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	わかりません。	時期は、マスコミで取り上げられるようになってからです。 残念な事で、早く解決しなければいけない問題と思っています。	年金についてご心配とご迷惑をかけてしまったので、早く正しい記録にして安心していただきたいと思って対応しました。 反省点 ・特別便の内容がわかりづらかったこと ・平常業務との並行業務で対応できる人数が少なく、回答、再裁定などに時間がかかりすぎたこと

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9056	地方庁	その他(社会保険事務所)	払い出された年金番号がすべてオンラインシステムで氏名、生年月日、加入記録が収録されていないこと。	カセット記録および紙台帳の基本記録以外も含めすべてを収録する。	年金を受給する際にはこちらから記録を教えず本人の申し出のを確認し、受け取るものであると思っていました。その際記録が不足している期間については申し出があり調査するとの取り扱いと思っていたため、年金記録問題がマスコミ等で報道された際にいまで存在を知りました。	ねんきん得別便の窓口応援やねんきんダイヤルでのオペレーター支援等で受給者の方からの相談に対応しました。また氏名収録作業や受給者の方へのフォローアップの支援をしました。反省点としては初期の頃は本人からの申し出のみの調査し回答していたためほかの記録については教えていなかったこと、 平成9年の基礎年金番号通知の際に番号統合の勧奨・収録がきちんと行われていればこれほどの問題にはならなかったと思います。
9057	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知りません。		入庁した当時記録の整備をしていました。当時から複数の番号を所持している人はたくさんいましたが、番号ごとの記録は管理されていたので、記録の統合は進めなければならないが、年金裁定まで或いは年金裁定の際に確認すればよいとの認識だったと思います。	その当時は進達されてくる重複取消しを処理することで手一杯でした。 もっと重複手番を発生させない努力をするべきだったと思います。
9058	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			現在の記録問題については、これまでの社会保険事務所における個人の年金記録の管理意識が希薄だったこと、また、簡単に年金手帳の重複発行がおこなわれてしまっていたことが原因で、その現状を把握していながら改善の措置を講じることなくきた本庁があったことから、社会保険庁全体の問題と認識。 年金受給者の記録漏れについては、入庁時の配属先が再裁定業務を行う部署であったことから事象としてあることは、入庁時から認識。 記録問題の発端となった、現大臣の資料要求により約5000万件の未統合記録があることを	記録問題については自分のやれることをやることを確実にやることで対応し、また、このことにより通常業務に影響がでないよう努力した。 記録問題は社会保険庁全体の問題であり、監視等委員会で指摘されている三層構造、ガバナンスが取れていなかったこと等が反省点としてもっとも な事と思う。
9059	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		年金記録ガ欠落してしまう事で年金受給が出来なかったり、受給権発生していたにもかかわらず請求が遅れてしまったりということが起きてしまった。 年金は生活を支える重要な給付であるので重要な問題であると認識していた。	本人からの旧姓の有無及び職歴について確認を行う。特に職歴に関してはアルバイト・パートであっても思い出してもらうよう努めた。 反省点としては、特に厚生年金取得の場合以前の加入履歴・氏名の読み方など事業所からの書類をそのまま処理してしまった。そういった所のチェック体制をしっかりやらなければならなかった。また、本来は適用をうける事業所であるにもかかわらず適用をされていなかったり履用している従業員を本来は加入させなければならないにもかかわらず加入申請をしていないことや従業員が加入を拒否したために加入申請を行っていないなど事業所に対しての調査が十分でな
9060	本庁	その他(本庁)	特にありません。	とにかく、早期解決のため、職員を増員するしかないのではと思考します。	まさに、寝耳に水といった状態でした。年金記録は常に完全に記録されていて、裁定請求の時に完全な記録で整理されるものだと。ごく一部の方が年金記録が見つからないのだと考えておりました。 しかしこの年金問題は社会保険庁発足以来の積もり積もった問題が今一気にふきだしたもので国を揺るがす大問題になり大変なことになると思いました。事実そうなっていますし、とても心苦しい気持ちで業務を行っています。 問題を知ったのはマスコミで報道されたころと同じです。いつの頃だったか思い出せないのですが、だいぶ長く続いている感じがします。	今、自分に出来ることを全力で取り組むしかないと思いました。東京の業務センターへ希望して転勤し、再裁定支援の業務に取り組んできました。微力ですが業務に全力を注ぎたいと思います。 この問題は根が深くまさに自分が生まれる前から始まっていたと思います。甘さがあり、誠実さを欠いた点だと思います。
9061	地方庁	その他(社会保険事務局)	・公表されている件以外については、存じ上げません。	・遡効性のある解決方法は、私の中では見当たりません。 ・未統合記録の突合せについては、時間をかけ地道に確認していくしか方法しかないと思慮します。記録だけやる部署をブロックごとに集中して年金記録の過去からの変遷を熟知している職員のもと処理にあたらせる。 ・公的年金の今後の将来ビジョンを明確にしていくこと。	①国民年金の記録であれば、過去データの保存がない及び市区町村によってデータ保存のやり方が違うなど本人断定することができないできない案件と認識していました。 ②国民年金業務に携わった時です。	・文書保存期限 ・納付データ管理の統一性がない。 ・フリガナ等の記載がない。 ・全国の市区町村との連携および業務処理方法の相違。 ・過去に年金記録に携わった職員(市町村職員含む)の処理の仕方。 ・被保険者本人及び事業所からの届出の問題(氏名・生年月日の記載誤り)
9062	本庁	その他(本庁)	知りません。		未統合の手番が存在することは入庁当時(平成17年)から知っていました。ただ、手番があっても年金請求時にほぼ統合できていたと思っていたので、ここまで大きな問題になるとは思っていませんでした。しかし、問題が発覚し、未統合手番の数の多さを知ったときは、さすがに驚きました。	年金請求時に記録を確認すればよいという意識が今回の問題を生む事になったのだと思います。 この問題が浮上したことで、国民の皆様がご自身の年金記録に大きく関心を持つようになったと感じています。これからは若い方を含め一人一人の年金記録について責任を持って管理する必
9063	地方庁	その他(社会保険事務所)		特別便処理のため謝金やアルバイトの人員増が叫ばれているが、実際に何のスキルもない者を大量に雇用したとしても、教える側のスキルにも問題があり、迅速に処理するには困難である。そのためには、人事のおける経験者の配置やプロジェクトチームを作り専門的に作業させることを希望します。 とくに、責任あるプロジェクトチームを作り、責任者を明確にして対応しないと、責任の所在があいまいであり、押し付け合う結果なることから、一定期間、チームを作成して集中して作業させることが望ましい。 また、そのチームには、公募で人選をするなどの人事面での配慮や、責任を持たす代わりに、現場指揮権を与えつつ、作業の士気を高める観点からも、残業代等は完全支給にすべきである。 どの県においても調査業務の集約化が図られていることを考えると、各事務所ではなく、集約センターで一括処理をすべきである。ただ、愛知の集約では、一部機能を事務所に残しているので、効率的とは言えず、作業する側としては時間のロスを感じる。	入庁したときに、過去記録の整備をしていたので、未統合番があることは認識していました。 この問題については、年金制度そのものに内在する問題であるとの認識があります。旧法時代では、厚生年金の番号と国民年金の番号を別々に管理していたことが、年金記録問題を内在させ、新法時に基礎年金番号の導入を図り整備しなかったことが、現在の状況を招いたと思われる。 また、機械化されるときのセンターでの入力作業時の確認不足もひとつの要因ではないだろうか。	
9064	地方庁	その他(社会保険事務所)		特別便・定期便を発送して回答をいただいておりますが、回答をいただけない方や、名寄せがある方などは、一人々に電話による勧奨をする。 記録正常で回答している方などは、色々とヒント(事業所住所・同僚など)をだしながら話をしていくうちに名寄せが一致する事があります。	年金記録問題とは、統合されていない記録が5000万件位あるということを、一昨年報道により認識しました。	特別便処理・国民年金窓口へ相談に来所された場合、氏名・ねんきん特別便情報を必ず検索をします。名寄せがある場合などは、本人と直接会話をし、ひとつでも多く本人に結びつくように努力をしています。 統合されていない年金記録を0にする事は、死亡者がいるため難しいですが、 それ以外の方は、0にする事は可能ですが、ヒントを出しても覚えていない方もいらっしゃるので大変な労力が必要だと思います。
9065	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	記録調査に関する全体的な知識の底上げ(探し方を詳しくしっている者と知らない者では、記録の判明度合がちがうため。) 記録補正を出来る者を定めてすべての補正処理を出来るよう制限をなくす。 (ただし、補正処理に関して一定以上の知識がある者に限る。) 回答の迅速化と補正処理時のミスをなくすため。 一件一件の地道な積み重ね。	基礎年金番号設定時に本人通知した際の回答が少ないと思っていた。 平成13年頃	期間照会担当になって、出来る限りの詳しい調査と補正をしてきたつもり。 オンライン化当時に紙台帳からの移行の際、パンチ入力のチェックがされていたのか。基礎年金番号導入前でも、厚生年金手帳番号の重複を確認して重複取消処理を行うべきだった。(当然、事業所と本人の協力は必要でしたが・・・)
9066	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	一人ひとりに記録を確認していただくということしかないと思う。 特別便、定期便未回答のかたにも記録の確認をしていただけるように戸別訪問、電話依頼等で強化する。 そして回答していただいた内容について、早急に対応する。	平成19年ごろからメディアで取り上げられるようになったと思う。 「年金が消えている」「払ったのに未納になっている」「今まで何をやっていたのか」などの声を直接耳にすると、長い間記録管理がきちんとされていなかった、 また不正なことが内部で行われていたということが事実なのだと実感した。	おかしいと思うところは、小さなことでもすべて申し立てていただく、 誤りがあれば真摯に受け止め正していく、 その場しのぎの仕事はしない。 それぞれが自分の仕事を軽く考えすぎている点があったと思う。
9067	地方庁	その他(社会保険事務所)	・基金加入期間のはずがマイクロの原票の種別表示自体誤っていることがある。その時期に同じ会社に勤めている人全体がもれている可能性がある。 ・原票の手帳番号の書き間違いにより記録もれが発生することがある。(0100−123456と0101−123456など)その時期に同じ会社に勤めている人全体が書き間違っている可能性がある。 ・昔の記録はWM上の事業所名が全て0の表示になっていることが多く、探しづらく、事業所名不明のため本人特定までに時間がかかる。(業務センターへの旧台帳取り寄せなど) ・お客様からの期間照会に対する調査で、処理時間の短縮にとらわれすぎ、受付した照会書類の残件数を減らすことだけが目標のようになってしまっている。期間照会センターの調査の幅が狭く、時間をかけて丁寧に調べると記録が出てくるものでも、記録なしでの回答になっている可能性がある。「とりあえずやればよい」という、不親切な「お役所仕事」から抜け出せていないのを感	・上記3点に共通することだが、不備記録があった場合は同時期に勤務している人々の記録も幅広く確認し、整備しておくとよいと思う。 ・期間照会については、時間がかかっても徹底的に調べた方がお客様のためである。調査の効率化は大切だが、それだけでは解決できないこともある。期間照会に対する調査は、「残件数を早期に減らす」という固まった考え方で対面を繕うをするよりも「丁寧に調査する分時間がかかる」ということを国民の皆様にご理解いただけるよう、組織として広報活動をしていくといいと思う。	統合されていない手番が存在することを知ったのは、平成17年頃、年金給付課に配属になり、年金の受付時や審査の際に氏名索引を欠かしてはいけないことを教えられた時期である。正直、当時このような問題になるとは考えていなかったし、不備記録がここまで多いものとの認識はしていなかった。	なるべく早い解決ができるよう、事務分掌上の仕事の事務処理を短縮できるよう考えながら、時間を作り、できるかぎり記録関係の仕事を手伝った。窓口対応時に、アルバイト時期や旧姓時期など、もれやすい時期の戦歴確認をしっかりするようにし、これから年金を受ける方には不備がなくなるようつとめている。 反省点は、機械化が発達しておらずやむを得ない部分もあったあもしれないが、請求書受付時の戦歴確認が甘かったこと、全て申請主義、申告主義だったわりに、制度の周知がしっかりとされていなかったこと、最初に渡した年金手帳の重要さを伝えきれていなかったこと、ひとつの年金番号で記録管理をすることを徹底しなければ必ずこのような問題がおこるという、考えれば簡単なことを、考えていなかった、制度発足時からの見通しの甘さだったと思う。
9068	地方庁	その他(社会保険事務局)				
9069	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。	・本人確認が不可能(無年金の死亡者等)の特定 ・死亡者の手番を特定しデータ化する(喪失被保険者ファイルに登録) ・基礎年番号ファイル(020画面)に制度未加入であった者の死亡データの登録。国年、厚年ファイルが死亡喪失になっていないものは判別できない。 上記、及び他の基礎データを整理し生存が見込まれる記録にしぼって本人判明作業を行ったほうが合理的と思います。	一人の加入者が複数の年金番号(手番)をもっているケースが多く存在していることは新規採用時(平成8年)より知っていました。 基礎年金番号制度が導入され社会保険業務センターでの本人照会業務を行っているのは知っていましたが、手番データが整備されていない(氏名、生年月日、未登録又は不備)がこれほど多くあるとは思いませんでした。 また、データ化されていない記録もあり、過去記録の管理が適正に行われていなかったことは残念です。 加入者にとっては貴重な積み立て原資であり年金として受給できない事態となれば一般常識から考えれば「契約違反」ともいえる重大なことであると思います。	記録整備については、台帳確認等の確認作業に取り組みました。また、現在も山積する再裁定業務については、事務所内の作業の効率化を検討し作業時間の短縮・合理化を考え提案をおこない取り組んできました。 反省点としては、業務が繁忙するなか年金相談、記録整備事務、再裁定事務の受け入れ態勢の整備が遅れていることは改善してほしいと思っていました。今後については、ハード面の整備を早急におこない適正な記録管理をできる環境を構築する必要があると思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9070	地方庁	その他(社会保険事務所)				
9071	地方庁	その他(社会保険事務所)				
9072	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		現時点で未統合の記録・標準報酬等の確認を全ての被保険者・受給者に対して確認・統合・再裁定処理を行なうということで膨大な労力と時間を要するので、人員の確保が必要です。	年金記録の統合については、従前は年金請求時に統合をするという事務処理の流れでありました。確かに年金請求時は高齢ということもあり記憶も曖昧で、統合されない記録が残ってしまうこともあり、受給者に不利益になることもあります。そういうことから今回の年金記録問題で全ての記録を確認するということは意義があります。 また、標準報酬の問題は中小企業の保険料負担と、経済情勢等があるとおもいます。 このような問題を意識したのは平成19年頃です。	年金記録問題は、国民に不利益を与えないということで第一優先の業務と位置づけ業務対応しております。 反省点は、年金記録の統合は、従前は年金請求時に統合をするという事務処理でありましたが、現時点で未統合の記録・標準報酬等の確認を全ての被保険者・受給者に対して確認・統合・再裁定処理を行なうということで膨大な労力と時間を必要とするということです。 特別便、定期便の対象者を全員としないで、受給者及び60歳以上の方の第1グループ。50歳以上の方を第2グループ等に区分けして、第1グループの記録確認・統合等が終了したら、第2グループの特別便、定期便を発送するようにして年金受給時に支障の無い範囲内のスパンで業務量を分散すればよかったと思います。
9073	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	該当なし	該当なし	1厚生年金保険・国民年金の記録の不備 社会保険オンラインシステム(後期計画)の開発に携わっていた当時に、不備記録の存在を知るが、当時の共通認識としては、早急な解決が困難な問題としてとらえられていたと考える。また、現職(年金番号課長)就任時も同様の認識。 2重複付番 基礎年金番号制度の導入後においても、相変わらず、ルーズな番号払い出しが行われているとの話を伝え聞くが、厳格な運用を行った場合、現業に大きな支障があるとの認識でいた。現職(年金番号課長)就任時も同様の認識。	(8).1については、問題が大きすぎ、全庁的な取り組みがないと対応困難と認識していたため、特に対応は考えなかった。 (8).2については、大臣の"重複付番0"の指示を契機に、それまでの認識を改め、解消に努めた。 なお、 記録問題は、戦前の年金制度の発足より始まった問題であり、その記録管理の方法について、徹底した仕組作りが講じられてこなかった(と思う)。 個々の職員も反省すべき点は多いが、業容拡大路線を走り続け、基幹業務を疎かにしたことを反省すべきである。
9074	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録問題解決のため、総力をあげて取り組む。 資格確認と補正に大量の人員が必要になると考える。 補正時の誤りを防ぐためにも、二重にチェック体制を整える。	旧台帳等、古い記録の判別不明なものや届出誤りが原因と考えていました。知ったのはマスコミに取り上げられてからです。	処理において、間違えることのないよう努めました。 記録問題が取り合げられるようになるよりずっと以前より、記録の保存や処理体制があいまいで正確なものでなかったことが原因だと考えます。
9075	地方庁	社会保険事務所長	とくにありません。	宙に浮いた記録等については、まだ相当数判明していないと思われますので、国民にそのことを公開するとともに、その事業所名などをお知らせすれば判明率が伸びるのではないかと思います。	存在することを知ったのは新聞報道等で報じられたときです。記録問題については、長い社会保険の仕組みの中で記録管理の重要性がおろそかにされていたことがこの問題を引き起こしたのではないかと認識していました。	私は、記録照会の業務に携わっていますのでお客様の照会に対してWMの記録だけでなく、紙の名簿等によるきめ細かい確認作業を心がけてきました。この作業については、これからも続くと思われますが、ただ派遣職員等を大量に逐留するだけでなく、資格照会業務に携わる専門スタッフを大幅に増やして、未統合記録の解明に取り組んだほうが効果は大幅に伸びると思います。
9076	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	ひとつづつ調査し解明していくしかありません。	最重要課題	自身の仕事である事と自覚し、積極的に問題に取り組んだ。 年金制度発足当時からの記録の管理に問題があった、国としてもっと重要な問題ととらえ、予算等をつかってもっと厳重な管理をすべきだった。
9077	地方庁	その他(社会保険事務局)		・特別便、定期便を発送している現状で、それをやめるということはできないと思われます。 定期便に関する、調査、回答を迅速に行うことが必要であり、それには、絶対的に経験のある職員が必要と考えます。	・事業主、被保険者にも当然に責任のある話で、職員だけが責められるのは不合理です。そもそも、自分の生年月日も、名前の読みもあいまいなまま生活してきた被保険者が存在していたことが問題。 採用された当時から、「当時は○○子と呼ばれていた」とか「生年月日を私は○月10日だと思っていたけど、実際は○月11日だった」等、受給権者、被保険者に言われており、その時から全て	・20歳以上の被保険者にかかる適用については、必ず基礎年金番号等を確認して処理を行った。 ・標準報酬月額等の通知を事業主責任にせず、通知するべきだった。
9078	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	具体的な案はわかりませんが、地道な作業かもしれませんが、一つ一つ確実に解決するしかないと思います。	平成9年に基礎年金番号制度が導入されて、一人の人が複数の年金手帳番号を持っていることを知りました。	お客様との対応時に複数の手帳番号を持っている人には、その都度、統合作業をしていました。
9079	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	個別の問題については、これまで様々な方策がすでにとられていると思います。 将来的な問題として、信頼回復と安心できる年金制度のために、大きく制度を変える必要があるのではないかと思います。具体的な案があるわけではありませんが、小手先の改善ではなくしっかりと議論してよりよい新制度を生み出していくことが最終的なこの問題の解決と思います。 もちろん、現時点では、小さいことから改善し積み上げ一歩また一歩と進んでいくしかないと考えています。	昭和63年採用、事務所業務課に配置され健保厚年の資格担当でしたが、複数の手番をもつ被保険者がたくさんいることは当然認識してましたが、最終的には年金受給までに重複取消すればよいと考えていました。当時はオンライン化間もないころでオンライン化による記録の切り替え作業のエラー分の補正処理もされていました。その後、年金給付課に異動になり、お客様の申立などから正しくオンライン化されていないなどの記録もれがありましたが、職員として、まれに記録に誤りはあるが基本的に間違えてはいないと信じてましたので、個別の問題でその都度対応していけばよいと考えていました。	組織として、重複して手番を払い出ししないように取得時に確認したり、受給手続き時に記録の確認や本人と疑いのある記録の確認など対応してきましたし、個人としても正しい記録で正しい給付ができるよう誠意をもって対応してきたと思ってます。 しかし、いま、これだけの問題となり振り返ってみたときに、どこか認識の甘さがあり事務処理の都合等、組織側に立った考えで仕事をしていて、本当にお客様の立場に立った仕事をしていなかったのではないかと思います。 制度等の技術的な問題はありますが、お客様と接する末端のものとして、もっと早く改善できなかったものかと思います。
9080	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	紙データとオンラインデータの漢字カナ氏名・生年月日を突合せ、名寄せを行い今後も案内を行っていく。事業所記号不備の整理による事業所名称の表示。国民年金の取得においても職権処理がスムーズに行えるようにすべき。	昭和61年の基礎年金導入時から統一番号を取り組まなかったことにより発生している。平成9年導入時も通知のみ回答まちに問題があった。また、新規取得時における番号払い出し、本人確認方法等が不充分であったことや、特別便のような事業を導入時からセンタでの一括処理を行うことができたのではないか思います。沖縄においては、琉球政府時代の日本本土勤務者に漏れがおおいと思われる。帰沖しても無駄であるなどの意識があったのではないだろうか。また県民の氏名振り仮名にも問題を含んでいたと思う。進謀時代におけるパンチ処理後のチェック体制も不充分であったのではないだろうか。自分自身が給付受付において、氏名索引を行って見	新規取得時においては強制附番を極力排除してきたつもりである。給付事務においては職歴の確認を十分行うことが最後の手段であった。しかし一度切の来所では不充分であった。事前に職歴の提出を行ってからの受付や、又は事後においての再確認を行う方法をとる必要があったのではないか。
9081	地方庁	その他(社会保険事務所)			本人の加入記録である可能性が高いとわかっていながらも、本人が思い出せないと、本人記録として統合できない。つまり宙に浮いた年金記録が多数ある問題であると認識していた。 15年ほど前から	なんとか思い出せるよう、許される可能な限り情報を提供して思い出していただいてきたが、本人が思い出せないまま終了することもあった(本当に本人ではなかったのかもしれないが)。
9082	地方庁	その他(社会保険事務所)	*「一般職」の非力の私には目の前の仕事しかありません。即ち、情報も回覧以外入りません。	*「一般職」の非力の私には目の前の仕事をして行く。方策は今頭の中に在りますが、多すぎて伝えきれません。	*「問題認識して毎日睡眠を削ってでも、自宅でも休日も常時考え、試行錯誤していますが、「一般職」の非力の私の思考はどこにも届きません。即ち、「意見すら」求められません。大変残念です。 *やっと、近年知れた。	*対応として「一般職」の私には、目の前の仕事を処理しかありません。 *「一般職」の私には、いち早く問題情報が入ってこないにことに加え、制度・法整備に関する意見・思考を上部組織が、私に求め吸い上げて頂けなかったことが、大変残念でなりません。もっと早く問題を知りたかったです。
9083	地方庁	その他(社会保険事務局)	21年9月入社のため、世間一般に知られている問題は十分に認識していますが、それ以外の問題については現在は知りません。	今後、万が一問題が発生した場合は職員全体で問題解決への話し合いをしたいと思いますが、まずは問題が発生しないように努めたいと思います。	入社前(3年程前)に年金記録問題についてマスコミなどで報道されているのを見て、まだ年齢も若く厚生年金に加入している年数も少なかったのであまり年金記録問題を重要視していませんでしたが、実際に勤務するようになって年金の大切さ、年金記録の重要性を感じました。	入社前に私が年金記録問題について感じていたことは、一般の人から見ると年金記録の問題はとても難しく、特に若い人たちは年金の問題について十分に理解していない人が多いと思います。このような方々に年金の重要性をもっと知ってもらうために努めていけば改善につながっていくと考えます。
9084	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
9085	地方庁	その他(社会保険事務所)		一件ずつ解決していくしかないと考えます。	直接年金を担当するようになったのは最近であるため、すでに問題となっていました。	お一人ずつ真摯に対応していますが、対応した後に3号特例の取扱い等変更になることもあり、そういった場合に後追いで漏れなく対応できているのかわかりません。
9086	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	個人的には、目の前にある個々の課題に対して、一つ一つ丁寧に、お客様に対して誠実に解決していくしかないと思う。 希望できるなら、 ・全国規模の使用しやすい厚年・国年の検索システム ・個人個人の年金請求(再裁定を含む)の進捗状況が把握できるシステム を作成してほしい。	勤務するようになった時には、すでにWMが導入されており、WMの記録がすべて正しいものだと認識していた。 WMに登録されていない記録があることや、台帳との突合が不完全であることは年金問題が発覚していく過程で知った。	反省点としては、WMと台帳との突合作業を10年20年という長期の計画をたてて実施してこなかったことがあげられると思う。偽名を使ったり、生年月日を偽ったり、記入ミスがあったりと台帳がすべて正しいとは言えないが、毎年毎年古い記録から突合作業を行い、通知等を出し誠実な対応をしていれば、こんなに大きな不信感は生まれなかったのではないかと思う。未登録の記録にしても同じ事が言えると思う。放置してきた事が行政として一番の問題だと考える。 この問題に対して私個人としては、目の前のお客様に対して、できる限りの資料をお集め、納得してもらえるよう誠実に説明を行ってきたと思っている。
9087	地方庁	社会保険事務所課長級以上	①国民年金保険料の納付に係る受給要件短縮に係る11ヶ月問題。国民年金では60歳到達の前月まで保険料を納付することになっているが、受給要件短縮により納付に反映しない最大11ヶ月の納付月が存在する。法律上は60歳到達の前月までとしていたため問題が無いものと考えまずが特別便等説明に苦慮します。 ②国民年金の遡及3号認定(3号特例)について、相当長期間について遡及認定する場合に具体的な承認基準が曖昧であり。配偶者の加入記録より3号と思われても証明書類等もなく事業主の証明がもらえない場合の具体的措置について。	①について 480ヶ月超えの任意加入期間については当初、還付しないが原則であったが現在では、超過納付分を還付している現状からも11ヶ月問題についても同様に還付申立により保険料を還付すべきと考えます。 ②について 3号特例の取扱いの明確な基準提示していただきたい。特別便等で未加入期間等が判明した場合の遡及3号の証明基準。健康保険組合の扶養証明であっても遡及する場合組合側に資料等が存在しないなど、他の資料、申立書で推測承認するには不公平も考えられるため。戸籍、住民票、配偶者の年金加入記録、申立、本人が厚生年金、共済に未加入については一律3号承認してはどうか。制度開始当時とは3号届出義務が変更になった経過等を考慮すべき。	当時の国民年金事業は市町村、社会保険事務所が収納、管理を行っていたが、その情報のやり取りで漏れ間違いがある考えます。 また、基礎年金番号設定以前の還付記録等は他制度の加入状況の確認が不十分で還付誤り等が存在することになるのではないか。 国民年金を担当し被保険者が年金請求をする時期に、還付、厚年加入記録等が継続しない事象があったが、このようなケースが苦情。任意加入対象であるための種別等の変更で市町村、事務所でやむを得ず還付したケースもあるのでは今となっては理由は不明。	市町村照会等で事務所の記録と突合、還付表示があれば還付優先で回答していたが還付そのものの理由が今となっては不明確で確認方法が無かった。なぜ還付したのか理由のわからないものがあっても還付事実を優先していた。(当時としては、第三者委員会もなく本人への還付事実の説明で終わった。)
9088	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし		皆様の貴重な保険料が年金受給に反映されていないケースがあることについて、たいへん大きな問題であると認識しています。世間一般に報道された頃です。	多くの方に少しでも早く、もれている部分について受給していただけるように、処理を進めてまいりました。年金記録問題の解決を急ぐあまり、様々な業務を同時進行することとなり、細やかな対応ができていないと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9089	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	●厚生年金の未統合手番であれば、その事業所が現存する場合は事業所に手番者の当時の住所記録が残っていれば提供をお願いして参考情報としてオンラインに登録すると、相談があった場合の本人特定が行いやすくなると思う。 ●未統合手番の情報を、社会保険事務所や市町村、PC(インターネット)等で閲覧できるようにして、該当者に申出してもらい本人特定の判断を行う。 ●受給者が手番統合により年金額が下がり返納が生じる場合でも、既得権として従前保障し年金額を下げず、本人に不利益とならないようにする。 以上、個別方策を考えてみましたが、全体的な解決方策までは考えが至りませんでした。ただ、どうしても残る手番はでてくると思うため、相談済みの手番については、オンラインで相談事蹟(例えば、本人に聴取するも思い出せずなど)を残しておき、解決しない経過をわかるようにしておくのが良いと思います。	正直な気持ちを言うと、制度による番号形態の違いから手番未統合が存在しつづけるのは必然であり、年金請求時に確認していくのが自然の流れであると思っていましたので、手番未統合が「消えた年金」として問題になることには釈然としない部分はありましたが、問題になってからは、当時の番号を乱発するような事務処理については将来の見通しの甘さであると認識するようになりました。台帳からオンラインへの移行過程において記録が抜け落ちているものが存在することは年金担当になってからは知っていましたが、これも年金請求時に確認していく認識でした。ただ、どのくらい抜け落ちているものが存在するのかは現場にはわからないことでした。記録の改ざん問題については、事務処理を行う立場としては無いと信じていましたが、問題としてクローズアップされて初めて認識するようになりました。	内部にいると、どうしてもこちら側の考えが前面になってものごとを解釈していくため、常に被保険者側の立場で考えることを意識して相談対応等にあたりました。現場としては、年金記録問題への対応は最優先で実施すべきものと認識し、行われる事業については自分の役割を精一杯行いました。問題に対する反省点としては、過去の事務処理においてはいくつも挙げられるため、あえて一つ挙げるとすれば住所情報をしっかりと記録しておくべきであったと考えます。また、問題発生以降の対応については、特に特別便の混乱を考えると更なる批判を受けることになっても、しっかりと計画を立ててから各事業にあたるべきであったと考えます。
9090	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に世間一般に知られていないような問題については認識しておりません。	年金記録の問題は、国民全体にかかわるものであり業務量が膨大です。緊急な問題であるとは思いますが、解決を急ぐあまり処理がなおざりになっている傾向があります。まずは、全面解決ではなく、年金受給者・数年後には年金受給権が発生する世代に限定し確実な処理を行うべきであると思います。	未統合の年金手番が存在するという認識はあり、年金受給までには、漏れなく処理がなされていると考えていました。まさかそれが5000万件もあるということは、マスコミ等の報道で知りました。	1件1件確実に処理・対応しようと心がけていましたが、日常業務において、もう少し意識して年金記録問題に取り組むべきであったと思います。
9091	地方庁	社会保険事務所課長級以上	無いと思います。	特になし	マスコミ報道で始めて知りました。マスコミで報道されているようなことがあること自体を、認識していませんでした。	年金受給者・被保険者からの照会についてできるだけわかるように説明をした。国民に不信感を与えるようなことはしてはいけない、あってはいけないと思う。
9092	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	特別便等でもれや誤りがあると回答された方への回答を早急にするよう努力するとともに、今しているような電話や郵便等でこちらからも本人と思われる方に照会する作業を進めて、統合されていない手番記録の統合を進める。 今のやり方以外には特に考えつきません。	年金相談をするときに加入した期間を確認するが、会社名を言うことができなかったので思い出せない人は、勤めたという記憶があってもそれだけでは記録をあわせることができなかった。平成5年ごろ。	会社の記号から勤めた場所がどのあたり、何歳ごろ等いうことで思い出してもらえるよう話していました。今のように会社名を言えたのなら、統合の処理が進んでいたのではないかと思われます。
9093	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にない	これまでと同様に、通知→本人からの照会→回答を続けていくしかない。またWMのシステムを改善し、書類の入力方法や、WM画面の表示方法・見方などわかり易くするべき。	H12年ごろ資格照会の業務に携わっていたときに、初めて記録のご入力や未収録が多いことを知った。しかし大問題に発展するという意識は低かった。	本人からの申し出がないと勝手に記録補正・整備できないことを知り、個人レベルで何も対応出来ませんでした。反省点は、管理者でありながら管理を怠っていたこと。
9094	地方庁	その他(社会保険事務所)		特別便の回答が完了しないまま、定期便の発送が始まり窓口や電話応対に追われる毎日です。早期解決を求められていますが、知識を共有する時間、人員が必要だと思います。	実際、年金記録に携わる業務(係)にほとんど配置されてなかったので、報道やお客様の問い合わせにより知りました。	反省点として氏名登録がなかった記録に対しては仕方がないが、年金請求時に記録漏れがないか調査できていれば、よかったのではないかと思います。
9095	地方庁	その他(社会保険事務所)	現在の記録問題解明に向けての作業をしている以外の問題点以外は特に知らない。	特になし。	・現在のような電算化を意識していない紙媒体での記録管理であったため、人的な間違いは当然発生すると思う。その間違いをチェックする体制が不十分であったと考える。例えば、国民年金関係では、現年度の保険料収納結果を市区町村から社保へ紙媒体で報告する。その報告に基づいて国民年金被保険者台帳に消しこみをする。消し込み結果のチェックを体制が不十分であったと思う。また、被用者の住所が変更されれば、新管轄の社保へ台帳の原本を郵送する。膨大なデータを郵送(普通便)することじたいに個人の年金記録に対する認識が甘い部分があった	・市区町村の国民年金名簿と、社保の台帳の照合は入念にしていたと思われるが紙台帳の廃棄が一番の問題と考える。 ・被保険者年金番号が制度別に存在したことはやむを得ないとして、基礎年金番号の導入時期が遅すぎたのでないか。反省点としては、昭和36年に国民皆年金となった時点で番号の一本化をしていれば、今日のような問題は発生していないと思われる。
9096	地方庁	その他(社会保険事務局)			舛添厚生大臣になった時に。 制度の複雑さと国民の関心のなさで起こった問題だと思いました。	信用をなくしている今、信用を回復するために分かりやすい言葉で年金制度について説明ができるように、自分自身もっと勉強をしようと思います。
9097	本庁	その他(本庁)	特にありません	今でも職員が特別便などで一応は聞き取り調査して取り組んでいるので問題解決は難しいですが、現時点では国民の方に会社状況や同僚などさらに詳しく聞いて1件ずつ取り組んで行くべきだと思います。	記録関係業務は業務課の担当仕事であると認識していて、5千万件がマスコミ等で取り上げられてから年金記録問題の存在を知ることになりました。	WMで氏名検索ばかりでなくマイクロ等でも探して記録を見つけるように努力した。5千万件が取り上げられた時に即座に組織が対応せず、国民の申請するのを待っていた体制がだめだったと思います。
9098	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。	年金記録問題として認識はしていませんでしたが、記録の不備等があるとお客様の不利益になるため、確認できしだい記録の訂正等を行っていた。 平成9年の基礎年金ができてから、勤めていた期間や国民年金を掛けていたのに記録がないなど、記録についての照会が増えたため。	新旧姓での氏名索引、会社名で検索で対応しようとしていました。 詳しく本人より聴取して調査していなかったことが反省点でした。
9099	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	私自身が、年金について十分理解ができていないのですみませんがよい策が浮かびません。	非常に奥が深く、難しい問題だと思う。テレビでよくとりあげられるようになってから記録問題の存在を知ったと思う。	正直なところ自分があまりにも無知であるため十分な対応ができなかった。
9100	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	窓口においては、親切丁寧に対応し制度・法律等も含めて回答すること、又、期間調査担当においては、しっかりと調査を行うことが肝心だとおもいます。	現在の一般的に年金記録問題とされているものには、事実誤認の多くあるようにおもいます。現在「会社に勤務していた=厚生年金加入→記録がなければ消えた年金」と思っている方が多く、窓口の相談でも上記のような申し出が数多くありました。しかし、社会保険で管理しているのは、あくまで厚生年金として会社が届出をしたものであって、個人の職歴全てを管理しているものではないことを説明すると、かなり理解をえることができました。 また、厚生年金法の改正によりその時代で適用(加入)基準が異なっていること、健康保険のみの加入や日雇健康保険のため厚生年金適用除外であることなど法律上の問題もあるはずです。 しかし、いわゆる年金記録問題が発生した際に社会保険庁として上記のような説明を世間一般・政治家・マスコミ等に伝えたでしょうか?そのような情報発信をしていれば、現状まで問題は大きくならなかったのではないでしょうか? 私は平成8年採用ですが、採用時に年金給付課、その後業務三課(期間調査)を担当しましたが、氏名のカナ入力誤りと思われるものや脱漏(WMへの収録もれ)はすでに散見されましたの	①50年以上前の紙台帳も多数あり、年月により劣化が激しく破損・焼失等も見られることから、マイクロフィルム化や電子画像化をもっと早期に着手すべきだったのでは? ②紙台帳記録からWM収録時(昭和59年ころ)にきちんと収録していれば、氏名のカナ誤り、収録もれの件数は少なかったのでは? ③平成9年の基礎年金番号導入時に、基礎年金番号以外の年金手帳番号を返送してもらうようになっていましたが、この返信についても広報不足の感が否めず、徹底されなかったように思います。 ④船員保険の記録について、件数が少ないとして過小に扱っていなかったでしょうか? 上記②③④については事業を行う上での詰めの甘さの結果ではないでしょうか。②③④についてしっかりと行っていれば、未統合記録5000万件といわれるものはもっと減少していたはずです。
9101	地方庁	その他(社会保険事務所)			入社してすぐに年金記録問題についての報道があり知りました。当時は総務課に在籍していて、年金業務に直接携わったことがなかったので、よくわかりませんでしたが、国民の信頼を失う重大な問題だと思いました。	担当業務以外の、年金給付に関する知識も自主学習で深め、わからないことは上司・先輩に教えてもらいながら、年金記録の確認にいらっしゃるお客様の相談に親身に対応するよう努めました。年金記録問題について深く反省し、今後このような問題が起こらないように、職員一人一人が国民の大切な年金記録をお預かりしているということを忘れずに、難務に努めていくことが大
9102	地方庁	その他(社会保険事務所)	地方の末端にまで情報が来るのが遅いのか、新聞やマスコミで初めて知る問題も多々ありましたので、私だけが知っている問題というのはありません。これ以上新しい問題が伏痛しないで欲しいです。	今だにカセットが開いていない記録や、業務センターに旧台帳を取り寄せないと事業所名が分からない記録がたくさんあります。このような状況では、お客様に二度手間にならないような相談は行えません。事務所の依頼なしで、全ての未開封の記録を開き事業所名の入力まで行って頂きたいです。	平成17年4月に事務所に出向してきた時、配属先は年金給付課でした。窓口で氏名索引をしても会社名はこちらから言ってはいけないとのことで、思い出してもらえなかった方もいたような気がします。また、この氏名索引は窓口の担当者や裁定請求書を処理する担当者の判断で行うのでいろいろな名前で試してみる人とそうでない人と担当者によって個人差があったと思います。自分が思い付く限りの氏名索引を行えたかという不安はありましたが、あの当時は厚生年金の手番の氏名が信じられないフリガナが付いているなど夢にも思いませんでした。 また、会社名を口頭で伝えられないので、40年程昔の記録の場合、会社名を答えられないから統合しないというやり方は少しひどいようにも思いました。ただ、当時はこのことを問題と認識していなかったので、問題の存在を認識したのは報道され始めた平成19年の春頃になります。	紙台帳から機械管理になった際、記録の写し間違いがかなり多いことに本当に驚かされました。当時のチェック体制を疑うほどです。 また、年金は請求主義なので、自分で手続きに来なければならず、会社名も分からなければ統合しません、という姿勢にも未統合で残る記録への配慮がやはり欠けていたのだと思います。 窓口へお客様が殺到した時は、私も窓口へ毎日出ていました。対応マニュアルが日々変更される中で、本当に毎日が戦場のような忙しさでした。通常であれば携わるはずのない旧法の年金請求についても勉強し、この一連の年金記録問題で知識はかなり着えられたと思います。 まだまだ記録照会は事務所に残っているので終わりでは決してありませんが、このようなことが二度と起きないよう、日々努力していきたいと思います。
9103	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。		準職員となってからですので平成20年頃からになります。	昔のこととは言え、名前の読み方にはとても驚くこともあります。正直な感想として、以前の業務状態に不信感を抱くこともあります。今後は、正確さ、迅速さが、今までの何倍も必要と思います。現在は、一般業務終了後、全員で記録関係処理に取り組んでいます。
9104	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし。	現職員での対応は人数的にも限界があるため、OB職員の応援を求める。	マスコミ等で話題となったころより。旧台帳記録は全てWM上にデータ化されているものと思っていた。	チェック体制の甘さ及び職員の自覚の薄さが原因と考える。
9105	本庁	その他(本庁)			厚生年金の制度が発足してから約67年間を経て現在に至るのですが、その間に、年金に対する個人の意識も変わっていき、また、記録管理も紙台帳からオンラインに変わっていく過程で、ある程度は止むを得ない部分もあったのではないかとは思います。 私が年金記録問題として認識するようになったのは、4~5年前です。それまでは、最終的には年金請求時において、請求者に年金記録の確認をしていただき、浮いた手番などがあれば、基礎年金番号に統合していくものと思っていました。	年金記録を問題として意識し始めてからは、お客様からのご相談に対して、オンラインで浮いた手番があるかどうか、浮いた手番がなくても、どこかに勤めていた記憶がある場合には、期間照会申出書の提出をいただき、できるだけその時点で、基礎年金番号から漏れている記録をなくすよう努めてきました。 反省点としては、年金は、お客様の将来の大切な種になっていくものなのですが、やはり職員も、年金や年金記録についての意識が希薄だったのではないかと思います。職員自身もその点
9106	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	機械切り替えの時の事故リストの処理が徹底されていなかったこと。	統合されていない手番について、きめ細やかに1件、1件あらっていく。住民基本台帳と照らし合わせるて本人を探せるような工夫をしてはどうか。	平成8年当時、期間照会を担当していた時に、切り替えの間違えの多さに驚きました。気がついた時に直せばいいという考えでよいのだろうかとも思いましたが、いち職員では対応しきれないと問題であると思っていました。	役職のない職員でも、意見の反映ができる職場でなかった。 切り替えの間違いが多いということは、業務センターの職員、本庁職員も分かっていたはずであるが、社会保険全体として、事の重要性に気がついてなかったこと。
9107	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	ねんきん特別便や年金定期便を早急に処理し、回答を送付することが大切であると思います。	平成9年に基礎年金番号が導入された当時は、年金請求時に統合すればいいというような事を聞いていましたが、自分自身では今できること(複数の年金手帳番号の統合)を確実にやっておかなければいけないと思っていました。 今回の年金記録問題の全容が明らかになった時、大変な問題だと思いました。旧台帳の記録などWMに反映されていない記録が多数存在することや被保険者記録が実態とかけ離れた処理がされていることお知り慣然としました。	平成9年以降、自分が担当した窓口にこられた方の記録は、調査し統合をしてきました。 平成12年から始にまった過去記録の整理に伴う重複期間の記録整備についても確実に処理してきました。 今回ねんきん特別便を受け取って初めて自分の記録がわかったというご意見を多数いただいたことから、被保険者の記録を全員の方にお送りしてこなかったことも原因のひとつと思います。
9108	地方庁	社会保険事務所課長級以上	これまで世間一般に知られていること以上のことは知らない。	上記のとおり、明らかになっているもの以上のことは何も知らないので、今やっていることを地道にやっていくしかないと思う。	記録漏れがあると、本来受給できるはずの年金額が減額されるなど、その人の権利に直接かかわる重大な問題だと認識していた。ただ、それまではその人の年金請求時に漏れがないかどうか確認すればよいというような考えを持っていたので、、平成16、7年頃マスコミによって連日年金問題が報道されるようになってから、自分の思っている以上に重大な問題だと認識するようになった。	年金相談コーナー担当でもあったので、老齢給付裁定請求する者、あるいは被保険者記録を確認しにきた者等に対して、記録漏れがないかどうか、旧姓、氏名の読み違い等徹底的に調査するようにした。 年金記録問題については、その人の権利にかかわる重大な問題であるという認識が不足していた、つまり他人事であるというような安易な考え方が職員の根底にあったと思われる。今後は他人事と考えず、職員ひとりひとりの問題としてとらえていかなければならないという点がこの問題の反省点として挙げられると考える。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9109	地方庁	その他(社会保険事務所)	お客さまに新たな番号を付番、また資格加入の処理の際、本人と疑わしい番号があった場合、疑重複調査票というものを本人さまに送付し回答を待ちますが、その回答がなくそのままになっている記録も古いものからあると考えられます。	現時点で行っている台帳とWM記録との突合などで対応していくべきだと考えますが、一番の解決方法はお客さまとコミュニケーションをとることができればそれが一番の解決方法になると思います。高齢の方だと難しいですが、各市長村で年金記録問題にかかる相談会のようなものを実施し、直接お話できる場をこちらから作っていく必要があると考えます。	採用当初に国民年金の係に所属されましたが、年金記録の問題に対して、大きな問題に発展すると意識したりすることが(余裕)がありませんでした。今思うと、お客さま本人らし き手番があったとしても、本人さんの記憶などがあいまいなものついては別人の可能性があるため、統合についてはより慎重な意識と姿勢でおこなっていたかと思いますし、そのような指導がなされていました。また、年金の受給時に最終的な確認がなされるという後回し的な意識も確かにあったのだと思います。	お客さまの大事な記録ということを職員一人一人がしっかり意識をし続けることが一番重要です。これを踏まえ、やはりお客さまの記録の可能性がある番号がある場合については、きっちりその場で解決させる意識でくわしく情報の聞き取りを行ったり、お客様の記憶を思い出させるようなヒントをこちら側から提供してあげるなどの柔軟性が必要であると考えます。(別人の可能性についてはもちろん厳重に注意したうえで) また、20歳の時点で厚生年金に加入している方に対しての国民年金加入を疑重複調査で確認していますが、回答の無い方に対してこちらから連絡を行ったりと年金番号が重複しないように努めていくべきです。それとともに、20歳以降に何かしらの年金制度に加入する方についても、年金の番号を安易に付番するのではなく、これまでに加入していた番号を徹底して確認することが必要です。 現状、一人が一つの番号をもつ基礎年金番号制度であるので、番号が無ければ手続きができな
9110	地方庁	社会保険事務所課長級以上			重要な問題として認識して行動していた。	ねんきん相談時お客様第一に考え、対応していた。 反省点として、紙台帳から機械化された時点で対策をとるべきだった。
9111	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	職員の人数が足りないが、マンパワーで丁寧に迅速に処理していくしかないと思う。	請求時に統合すればよいと思っていたので、意外だった。報道されて以降、知った。	記録問題に積極的に取り組んできた。当初から、システムや管理方法に問題があったと思う。
9112	地方庁	その他(社会保険事務所)	・特に思いあたりません。 ・すでに亡くなられている方で、遺族の方も分からない場合、宙に浮いている年金記録は全て完了できない。	・現状の受付分は早急に回答する ・今の状況をリアルタイムで国民に伝えていく。 ・記録が大丈夫かどうかの通知を事前に周知してから送付する。 ・例えば、ガス器具の回収のCMのように、 「未だ○○万件の記録が中に浮いてる状況です。あなた様の記録と思われる方に△△色の封筒を平成○年△月□日発送いたしますので、・・・・・・」 (国民全体に周知)	・基礎年金番号導入の平成9年に、はたして全ての番号が基礎年金番号に統合されるのかどうかは疑問であり不安ではありました。ただ、統合していない方についても、年金受給の際に記録を確認しきちんとした年金は受け取れる、時間はかかるにせよ完了するものだと安易の考えていたところもありました。 ・しかし、これほどまでのずさんな管理だったことは、「5,000万件の宙に浮いた年金記録」と報道された平成19年頃に知りました。	・厳しく保険料を収めさせておきながら、それに見合った年金が支払えない自体ありえないことであり、国の詐欺である。 ・きちんと貰っても年金額は少なく生活は厳しいと思われる。そのうえ、自分の掛けた分が貰えず更に年金額は減らされるでは、非常に遺憾である。とにかく、なんとか見つけ出したい、1件1件早急にと思い対応しています。 (私は休職していた期間もあり偉そうな事は言えませんが、今勤務している職場の職員は皆そういう気持ちで必死に取り組んでいます。) (反省点) ・そもそも紙台帳で膨大な記録を管理するのは非常に厳しいことであった。 ・紙台帳で管理するのであれば、将来この紙台帳は年金計算に使われる大切なもの、誰が見ても分かる字体・記入・管理を徹底していなければいけなっかた。 ・お客様側の気持ちが足りなっかた。
9113	地方庁	その他(社会保険事務局)	偽名、通称名でお勤めしている(いた)ために、記録がつながらない方の存在。	申し訳ありません。ひとにはいろいろな事情があるとおもわれるので、現時点では思いつきません。	基番に統合する前の手番(受給資格がない、又は受給年齢前で統合手続きをまだされていない方のもの)がまだたくさん残っている状態。年金請求の時点で申し出ていただき調査することで基番に記録がつながり、手番のままのものは自然と減少していくものと考えていました。 受給者も含めての未統合手番がこんなにあるとは思ってもいませんでしたので、問題がおおやけになって初めて知りました。	内部事務の担当であったので特別な対応はしてきませんでしたが、記録問題に応じて増加した大量の届書類について、より迅速かつ正確に処理することを目標として、対処してきました。 現時点で考えると、次々に新しい方針が示され、お客様も現場も混乱することが多かったようにも思われます。
9114	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	人員の増加。	お客様からの申し出により記録調査をし統合していく、いわゆる申し出主義に問題があるとは思っていなかった。	特別便や定期便といった社保庁側からアプローチしていくことは非常に良いことだと思うので、もっと早くにこういうことをすれば良かったのではないかと思う。
9115	地方庁	その他(社会保険事務局)			国民の信頼を失う、あってはならない問題であったと思う。世間一般で騒がれるようになってから。	年金記録問題に係る名寄せ作業や特別便作業に積極的に参加をし、期間照会等ゼロからのスタートだったので、少しでもレベルアップを図れるよう努力した。 国民も今まで国に任せきりのところがあったかと思うが、わかりにくい年金制度であっても、自分で理解する努力と国民に理解を求める努力をしなければいけないと思う。
9116	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	特別便や定期便、記録調査等、現在の取組みを1件1件丁寧に真摯に対応していくこと、現在庁が示している対策を、組織全体で一生懸命取り組んでいくことで必ず解決すると思います。	平成5年10月に国民年金課に配属されたので、その頃から認識しています。 平成9年の基礎年金番号制が導入される前は、それぞれの制度で手帳番号が払い出されていましたし、就職するたびに新しい番号が付番されいくつも番号を持っていいる人が実際にいましたので、窓口で本人の番号であることが確認できれば手続きを取っていただきいつでも統合しておりました。 本人の協力なしでは本人の記録なのかどうか断定できないので、確実なものしか統合も出来ませんし、最終的には年金受給の手続時に必ず記録確認、統合処理をして裁定となるという考えでおりましたので、緊急に取り組むべき問題とは思っておりませんでした。	最終的に、年金受給手続時に年金加入記録の確認をするとは言っても、何十年も前の記憶を思い起こしたりする作業の大変さや、領収書も無なかったりと本人にとってかなりの負担になるであろうことは想像できました。 お客様の来所時の機会に記録の確認をし、必要であれば統合、現在の納付月数等を具体的に照会した上で、納付相談等を実施していました。 納付督励の通知をもって来所される方(事務所や役所へ)等については、そのような対応が出来たのですが、来てもらえないお客様の記録については、なかなか確認作業が行なえなかったと思います。 反省点としては、定期便のような通知を早い段階から実施してこなかったこと、台帳とオンラインの突合せを十分に行なえてなかったこと、オンラインでマイクロ確認ができるような対策を早期に
9117	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
9118	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	今まで公表された内容以外に特に知りません。	理想論かもしれませんが、自分で簡単に記録の確認が出来る様、市町村・銀行・郵便局・公共施設・駅などに、簡単な操作で確認できる端末を設置し、年金事務所に出向かなくても気軽に自分の情報が確認できるシステムができ、相違していると思われる場合には、その端末から確認(訂正)申出も受け付けられるようになったりすると、より問題解決に近づくのではないかと考えます。	自分の記録が正確に記録されていなかった方には、行政側の記録管理のあり方を大いに反省すべきだったと考えます。多くは古い紙台帳で管理していたときの記録管理のあり方が問題だったのでは、、、、一個人の記録として全てを統合管理していくことの徹底が不足していたと考えます。厚生年金の記録では事業主からの届出、その後の確認通知も事業主へ通知、本人への通知も事業主に委ねられていることも、一個人として記録を確認するには不十分ではないかとも考えます。事業主が十分に一個人の従業員へ届出内容を知らせていない実態もあるのではなかっ	年金制度に加入することの意義や内容などを広く深く国民の方へお知らせすることが不足していたのではと考えます。
9119	地方庁	その他(本庁)		期限をもうけて、専用の部署に人を集めて集中的にやるしかない。期限を決めていないとダラダラとしてしまうだけだと思う。	自分自身、記録にこれほど問題があるとは思わなかった。機械化される段階の話を教えてくれる方もいなかったので、正直裏切られた気もする。国民の皆様のみならず、現場の職員、特に機械化以降に採用された職員からすれば、信頼をなくしかねない話と思う。もっと情報を公開してもら	皆様からの記録に対する申立には、当方のミスもありうるという疑いをもって、できうる限りのことはしなければならない。反省点といえば、全体が統一した強い意識をもてていなかったこと。対応が後手後手に回ったこと。
9120	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録問題について、これまでと同様に、お客様の立場にたって、記録の調査・統合・年金額の再計算に全力で取り組み、迅速な解決に努める。そのためには、今の現況は人手が不足しているため、人員を増やし、専門知識を深め、いち早い解決に努める必要があると思います。	年金記録問題の存在を知った時期は定かではありませんが、国民の生活・社会保険情勢をゆるがす非常に深刻な問題だと認識しています。 基礎年金番号に登録されていない記録に関して、氏名・生年月日の相違、資格取得・喪失日の相違等様々な問題により、本人の記録であるという確認に非常に時間を要し困難であった。年金記録の管理(特に紙台帳にて記録を管理していた頃)のずさんさを業務を通して認識しました。	国民の皆様の信頼を回復し、年金記録の正確性・透明性を確立するために、お客様の対応には、複雑な年金制度をよりわかりやすく説明するように努め、記録調査・回答に努めました。 反省点としては、各年金制度共通の番号を必ず一人一つ持っていれば、不明な年金記録はなかったと思います。また、社会保険職員の国民の大切な年金記録を管理しているという意識の薄さだったと思います。
9121	地方庁	社会保険事務所長	ありません。	現在行っている作業を継続するしかないのかもしれない。	複数の年金番号を保有していても、年金請求手続きの際には本人と面談で確認している事項であって、記録漏れが多くあるとは思っていなかった。 平成19年5月	ねんきん特別便にかかる来訪者への対応を率先して行った。 年金番号は一個人に一番号であることの周知が不足していたと思う。事業所を通じて被保険者一人ひとりへ周知徹底が図られていなかった。 また、社会保険職場においては、庶務、徴収部門に重きが置かれ年金担当は二の次という状況であった。個人個人の年金記録の最終的な確認を行う年金相談は正規の職員ではなく、謝金職員が行うという状況が如実に物語る。
9122	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	世論の理解を得られる可能な限りの対策を実施すべきであり、そのために必要な体制の構築等必要な措置を講じる必要があると考えます。		
9123	地方庁	社会保険事務所課長級以上	業者委託の特別便の回答が、十分調査がされず回答されているため、この回答で疑問をもたない被保険者や受給者は、記録がもれる場合がある。実際に「記録なし」と回答された方が来庁され、記録を訂正してお詫びした事例があり、民間委託(業者委託)の限界を感じます。 戦前の記録で、オンライン記録として収録されていないケースがあるのではないかといったケースがあります。実際どうなっているのか公表をする必要があるのではないか。 事業所検索システムの導入を特別便を始める前にやっていれば、見つけられなかった記録が判明したのではないかという実例がありました。オンライン検索では表示されない事業所が多数あります。 カセットがオープンになっていないケースがまだまだあります。すべてを開くようにお願いします。	(6)に記入した問題点を解決すれば、ある程度解決が早くなり、効率化する。 民間委託を増やすことより、経験者や経験者のOBを活用すべき。 記録問題の苦情が現役の職員に向けられており、その対応で時間が取られて調査が進まない。 マスコミ対策も含め、記録問題の原因、本質をもっと国民に説明すべきだと思います。	カセットのオープンや、未収録の記録が存在し、年金裁定時に整理すればいいと結論を出したのは、社会保険庁の幹部だったことが、社会保険庁の10年誌、20年誌に書いてあったと記憶してます。ずいぶん前から意見が出ていたと先輩から聞いていましたが、質問者の方は社会保険庁の10年誌、20年誌をお読みください。	記録調査は、紙台帳やあらゆる手段を駆使して調査をしてきました。記録問題は、予算を十分に確保した体制で、「安かろう、悪かろう」の民間入れは行わず、それなりの専門知識を得た職員が必要だと思います。民間委託で誤った回答は今後見直す必要があると思います。この事例は、民間委託業者を公表すべきです。
9124	地方庁	その他(社会保険事務所)		人員を増員する。 職員のスキルアップをはかる。	一昨年の春頃にマスメディアで取り上げられて認識した。	過去の職員の認識の薄さ。
9125	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	新聞・ニュースの情報しか知らないため、他は知りません。	現時点で行っている対応策を完了するまで継続し行っていくことだと思います。。	統合されていない手番があり、それをお客様に確認し統合すればいいだけと思っていました。 存在を知ったのはH17ごろニュースで知りました。	申し訳ありませんが、政管健保の予算・決算関係の業務に携わっていたのでその事しか考える時間が無く、統合されていない手番を住所や氏名を基にお客様へ確認すればいいだけではと思っていたので、それ以上は考えていませんでした。 反省点ではないと思いますが、ある程度件数や時間がわかった時点で、年金記録問題だけに人数と時間をかけて行っていたらと思います。
9126	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	職員に対して1週間当たりのノルマを課す。	年金記録問題は旧台帳の誤記入問題という認識であった。 それから、事業所全般問題等さまざまな係がかかわる問題であるとの認識にかわった。年金記録問題については、2年ほど前に認識をもちました。	記録問題の初期の対応がうまくいかなかったことが反省点として考えられると思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9127	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	着実に、時間がかかっても一件ごとに処理する。	平成10年採用ですが、基礎年金番号に未統合の手審について年金裁定時に確認、統合すると聞いていました。正直過去のずさんな記録管理については最近の報道等で知った状態です。	特別便のお客様対応等について着実に、時間がかかっても一件ごとに処理した。年金記録問題については過去の職員の問題に対する認識不足(年金記録は後から確認すればよい、名前について別の読み方がある可能性を考えずに名前が一致しないから本人記録でない判断する等)だと思います。
9128	本庁	その他(本庁)	特になし	わからない	本人の年金に関する無知の為、被保険者証を複数所持し、記録漏れが沢山ある。社会保険事務所勤務の時	氏名検索をし、基礎年金番号に統合した。昔、基礎年金番号がなかったために発生した。 氏名の読み方が曖昧のまま、入力してしまった。
9129	地方庁	その他(社会保険事務所)	根本的な問題は、マスコミ一般に言われていることとは違うということです。例えば、基礎年金番号導入時の被保険者あての回答ハガキがだされていないために、相当数のいわゆる「宙に浮いた年金」も発生したのではないのでしょうか	やはり、現実的には、ある時点を基とした分岐点を設け、ラインを引くのもひとつの解決策だと思います。	被保険者や受給者の方々にとっては、まさに老後の生活を左右しかねない重大なことであると思います。 このようなことは、やはり5000万件の問題となってからです。	できることならば、おひとりおひとりに直接お会いをして、確認・ご納得をいただくべきことだと、いまでもそう思っています。 本人特定をできかねるシステムだったことが、何よりも大きいと思います。
9130	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし		私が20歳代の頃、国民年金の保険料業務を経験していた中で、市町村から保険料を納付した領収書(当時は検認票)が毎月送付され、その納付記録を社会保険事務所保管の紙台帳にゴム印で記録をする事務をしていました。 この手作業の事務処理において、検認票の記号番号誤りがあったり転出入で紙台帳を移動させたりする中で、調査確認不足により納付記録が漏れてしまったことが、年金記録問題の一つと思っています。 平成18年に年金記録問題が公表されましたが、以前より記録が相違している可能性はあるの	休日の国民年金特殊記録台帳の突合作業に支援を行ってきました。 反省点として、当時、正確に処理をしたと思っていますが、手作業でしたので誤りはないとは言えません。 自分が処理した中で、記録を漏らしたケースがあったとするならば、責任は感じておりますし、記録漏れがないよう、より正確な処理方法を検討するべきだったと考えています。
9131	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	1.丁寧、迅速、正確に処理を進めるためにも現在の人員(1月以降も含めて)では不足していると思います。人員の確保が必要だと考えます。 2.問題の解決は早急に行うべきと思いますが、急ぐあまり、報道されているような「未納期間が○年未満」「同居の親族が同時期を納付」などの条件に当てはまりさえすれば納付とみなすというのは新たな記録問題を生むのではと危惧しています。(実際、新聞報道後お客様より「払っている証拠や記憶がなくても条件にさえ当てはまれば払ったことにしてくれると聞いていた。」などのお問い合わせがありました。)導入の際は、大変な状況の中できちんと納付いただいている方が不信感を抱いたり、今後お支払いいただく方が納付に消極的になることの無いように慎重かつ明確に行っていただきたいと考えます。 3.問題解決には信頼回復が何よりも大切だと思います。現場はこれからもお一人お一人に丁寧にご説明をさせていただくことで地道にやっていくしかありませんが、方策を決定される方面から	基礎年金番号制度が導入された後に統合の申し出がないお客様が多くおられましたが、当時は年金請求の際にご本人と記録の確認を行い最終的に統合がされるという業務方法を行っていましたので、今回の一連の報道がされて認識をした次第です。	問題が大きく報道されてから多くのお客様とお話をさせていただきました。中には大変厳しいお言葉でお叱りを受けることもございましたが丁寧にご説明させていただくことを心がけ対応してまいりました。 台帳から記録を移す際に入力を委託し、その後のチェックをきちんと行わなわずにきたこと、システムの改善がなされなかったことがこの問題の反省点にあげられると考えます。
9132	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	「この問題」の「この」が(6)に対するものであれば特にありません。	問題であると認識したのは、報道等で騒がれるようになった時期	最終的に年金請求時に統合になれば、問題ないと思っていた。 仕事をした当初から、取得時に他の手番がないか、確認をし、わかったときはすぐに整備、統合などをしていた。 現在のような検索システムがあれば、すぐ調査でき回答できたと思う。 年金加入者側の意識の改善も必要と思われる。もっと広報を。 国民年金の記録をマイクロ化するときに全部残したいと地方から庁へ申し出したが、予算がなかったためか全部残せず、特殊記録があるものしか残っていない。そのとき全部マイクロ化にしていれば、今すぐ回答できたと思う。 遅いとますます苦情になる。 悪循環である。 一生懸命やるが、知識のある人がどんどんやめて新しい人が次々に来る教育に時間がかかる。新人もすぐやめるので、また教育が必要。ただ人数をすろえればいいというものではないのでは。 人材育成に力を入れるべきであると思う。
9133	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	1つ1つ解決していくしか無いかと思いますので、一層努力をしていきたいです。	別番号等ある方については、年金請求時に記録を確認し、統合処理を行う裁定処理の一環と考えていた。 基礎年金番号通知の回答をしていない方も実際多くいたので記録が統合されていないという事象があることは知っていた。	当時は裁定請求時に本人の記録確認をしっかり行う中で統合処理を行うよう努めていた。 平成9年当時、基礎年金番号通知の回答にしても、返送のない方は多くいたので、再度回答を求める等の処理をすれば良かったのではないか、と思う。
9134	地方庁	社会保険事務所長	特になし	①人員(人材)の確保 年金記録の調査業務は、社会保険庁及び日本年金機構においても重要な業務と思うが、通常の業務を停滞させることもできない。 業務量に見合う人員(人材)確保が必要。 ②大都市部の年金記録解明作業を優先 東京等の大都市部の記録解明が遅れることは、地方都市部の記録調査業務も遅れることとなる。	統合帳方式(名簿方式ではなく)の頃のに適用業務を行っていたが、当時は基礎年金番号も無く、一人の方が複数の厚生年金手番を持っているケースが多々あり、その都度指摘を行ってきたが、これほどの記録が未統合であり、また、調査が難航するとは思っていなかった。	①職員の意識として、記録管理に対する責任感を持つよう徹底を図りたい。 ②広報等により、年金記録の重要性について国民への周知をお願いしたい。 ③人員(人材)確保していただき、着実な調査業務を行うしかない。
9135	地方庁	その他(社会保険事務局)	現在、第三者委員会のあっせんにより追加訂正が進められていますが、モラルハザードの崩壊を感じています。現実には納付していないのに年金が払われいる場合もあると思われ、新たな年金問題になるのではないかと危惧しています。 これからについても、職員を減らしたり、業務委託にだすケースが増えていますが、新たな年金問題に発生する可能性があると危惧しています。	「この問題」とは「年金記録問題」のことですね。 「年金記録問題」の全般に関して、大量に物、人、金をつぎこんで、記録一件一件、判明させていくしかないと思います。 人員増に否定的な政権・財務省が決断できるかどうかです。 機構とは別に年金調査庁みたいな役所をつくり、徹底的に調査をしていくしかないとおもいます。	基礎年金番号に統合されていない番号があるということは、基礎年金番号が始まったときから認識していました。平成9年当時2億件。年金記録問題が表面化した当時は、統合については順次進められているところでした。その作業は予算の範囲内で進行中であり、表面化した当時の件数は5千万件でした。10年で4分の3を統合したところでした。すなわち、問題とは認識していませんでした。	当時の対応については、一地方官吏が対応できることではありません。また、指示と違うことをすると処分をうける可能性もあります。 「この問題(年金記録問題)」についての反省点ですが、当時(昭和16年から表面化するでの間)、権力者(政権)が年金について真剣に考えてこなかったのが原因と考えますから、社会保険の職員として制度・システムに関して意見をあげるべきだったと反省します。(意見をあげたから処分受ける受けないは別にして)
9136	地方庁	その他(社会保険事務局)	年金照会に来た人で本人の記録と思われる記録があつても社会保険事務所側から言わない	必ず本人に勤務した事がないかを窓口で確認する。	基礎年金制度がはじまった時にすぐに照会統合などをおこなつていればこれだけの大きな大変な問題になつていなかつたと思われる。	死亡者を含め今からでも最大限全ての方の記録を調べつてあげて、照会文書をおくつても返答をくれない人には二度、三度と照会文書をおくつて全員の方の 記録をさがしだすべきである。
9137	地方庁	その他(社会保険事務所)	無し	現在の方法(ねんきん定期便で標準報酬を含めた確認)できめ細かに、1件1件確実に対応していく方法が最善だと思う。	手番に氏名が記載されていないものが多数存在することは知りませんでした。 ただ単に一人の人が複数の手番を持っており、基礎年金番号への統合がなされていないものとの認識でした。 問題の存在を知らされたのは、マスコミ報道によって知りました。	オンラインへの記録移行時に、記録を載せかえる際に氏名等がない記録を調査したうえで、オンライン記録として保存すべきだったと思います。
9138	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	記録の統合作業を進め、組織できちんと管理するのはもちろんですが、必要な手続を国民ひとりひとりに理解してもらい、手続に漏れがないようにすることが必要だと思います。	平成17年度に入庁し、庶務の経験しかありませんでしたので、マスコミの報道で知りました。	記録の管理がずさんだったことが一番の原因だと思います。入力チェックをかけなかったり、台帳を廃棄してしまったり。当時の職員にとって、国民ひとりひとりの年金記録なんてどうでもよかったのではないかと感じます。マニュアルに沿った事務処理や法令遵守により、今後は改善されていくと思います。 しかし、国民や事業主から適切な届出が行われなければ、適正な年金記録の管理はできません。「年金は受給するときに確認すればいい」と、国まかせにするのではなく(もちろん、国がきちんと管理しているのは大前提なのですが・・・)、自分で管理するという意識が足りなかったと思います。
9139	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	今更かもしれないが、年金記録問題の対応は、全体的に行き当たりばったりの事務処理の仕方に見える。最初にグランドデザインを描いて事務処理を効率的に進めていくべき。	本人が亡くなっていたり、本人ですら覚えてない記録もあり、古い不鮮明な紙台帳等も存在するため、全件解決に至るのは困難だと感じた。しかしながら組織を挙げて計画的に処理して、早期に解決するべきだと思いました。平成14年頃に年金の業務に携わったときに、たまに氏名なしの記録とかあることに気づいた。しかし現場では一件一件調査し解決するのに精一杯でした。全体でここまでの件数があるとは想像もしてなかった。	ピーク時の20/4月～6月頃は毎日積極的に窓口相談に応じていた。しかしながら、それ以降は組織的な役割分担に従い、電話対応以外は通常業務に戻った。反省点は、組織としてもう少し早く対応ができなかった点です。
9140	地方庁	その他(社会保険事務所)				
9141	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	基礎年金番号に結びついていない記録を一件一件着実に本人の記録へと結び付けていくことだと考えます。	いくつもの手帳を所持されている方や名前や生年月日を偽って取得(特に女性に多く採用基準に合わすため年齢を偽ったり、姓名占いで運勢がよくなるからなど)されていた方がおり、その結果宙に記録が浮いてしまっている原因の一つとなっている。 また、厚生年金はすべての法人事業所の加入が義務付けられ、従業員の保険料の半分は事業主が負担することとなっているが、中小零細企業にとってはその負担に耐えられず勝手に報酬月額を引き下げたり、明らかに虚偽の申請で社会保険を脱退したりするケースも見受けられたが、特に添付書類を必要とはしていなかったと記憶しており、調査や確認も充分でなかったことが問題であったと思う。	いくつもの手帳を取得していてもきちんと保管していれば、最終的には年金請求時に統合すればいいという考えがあったため、手帳の払い出しについては慎重に対応しなければならない。 また、虚偽の申請がないよう、申請書の受理にあたっては、添付書類の十分な確認や調査をすべきと考えます。 また、厚生年金は保険料を払っても払わなくても将来の年金額は変わらないこと自体不公平であるため、保険料を支払わなかった期間は給付に反映しないよう法律を変えるべきと考えます。 (もちろん差押え等徴収は努力した上で)

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9142	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	私の知っていることはありません。	現在取り組まれている内容で良いと思います。	厚生年金記録については、会社を変えるたびに厚生年金の番号を新に払出しているのではないかと思いながら仕事をしていました。 事業所から提出された資格取得届に厚生年金の加入が初めてであると記載があれば新たな厚生年金番号を払出していました。また、氏名・生年月日についても住民票や戸籍の添付を義務付けていないことから資格取得届の記載内容で交付していました。 したがって、現在のように氏名や生年月日の相違している記録があることは仕方のないことかと思います。現在のように年金に対する関心も高く無かったし、社保の事務処理体制も電子機器を使用している時代ではなかったのでやむをえないとも考えていました。 被保険者の関心も健康保険証は病気になって受診するときに必要な事から高かったとおもいますが、年金証は引出しに入れたら入れっぱなしで確認する機会も無く紛失したのか、どこに保管したのか分からなくなっていたと思います。 転職した際に、年金証が見つからないので新規で申請するケースも多かったとおもいます。本来であれば再交付申請書を資格取得届に添付すれば良いのですが、事業主も事務手続きを理解していなかった等から重複して厚生年金番号を交付していたと思います。当然、私たちの制度周知が不足していたことも原因と思います。 このような状況であったことから最後には、年金裁定の時に統合するしかないと考えていました。 問題があることを知ったのは、昭和49年5月に採用された頃から認識していました。	対応については、年金裁定の時に正しく統合するしかないと考えていました。その後、平成9年に基礎年金番号が導入されたことに伴い、制度ごとに管理していた記録を基礎年金番号に統合する取組が始まったので、年金裁定前に一定の解決は計られると思っていました。しかし、古い年金記録はすべて統合されるとは考えていませんでした。特に死亡者は未統合で残ると考えていました。 今回の年金記録問題の反省点は、厚生年金記録では届出や制度周知等は、事業主を通じて行っており、直接被保険者に情報や制度通知をしていなかった点ではないかと思います。 厚生年金に比べると国民年金は、未納保険料があると直接被保険者に通知していたことから、年金記録に関しては自覚はあったと思います。しかし、国民年金については、一例ですが国民年金3号制度を考えると何人の被保険者が正しく認識しているのか疑問に思う場面があり、制度が複雑で分かりずらいと思う点もあります。
9143	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	『記録を捜す・充分確認できる』、という作業をスムーズにこなせる職員の育 成が急がれると思う。 経験不足のわたくしが見切れない記録も、調査課の職員であればいとも簡 単に探し出せる事はしょっちゅうだ。 ただ人員を増やせば良いのではなく、質の高い職員育成のためにご尽力頂き たい。	わたくしは、任期付きとして今年2月に任用されたため、入所以来記録問題 については目の当たりにしてきた。 3月を過ぎる頃から、『とくべつ便』関連でご来所されるお客様が100人/日を 超えることもざらであったため、メディアでの報道以上に大きな問題であることを 認識した。	納付記録や職歴を、年金請求時に突合すれば良い、という考え方であった 事を、我々が充分に反省しなければならない大きな点であると考える。 自分の事は、自分が一番知っているのはごもっとも…ではあるが、やはり40年 という歳月は長い。
9144	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	窓口・電話等での年金記録問題の対応をする場合その時点で問題が解決できるよう慎重に記録の確認を行うようにする。	年金記録は、被保険者一人一人の大切な記録です。将来の生活そのものにも大きな影響を及ぼしてしまい、、きちんと義務を果たしている人を裏切る行為にあたる、あってはならない大変な問題だと思っています。 2年ほど前新聞・ニュース等で知りました。	窓口・電話対応時点で被保険者の方のすべての問題がここで解決できるように話をじっくり聞き、記録の確認を行うようにしていました。 今後、このような問題が起こらないように一人一人の対応をじっくり慎重にしていきたいと思います。
9145	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。		年金記録問題は、当初まったく信じられませんでした。そのようなことはないと思っていましたし、あったとしても稀なものだと考えていました。 年金記録問題を知ったのは、テレビや新聞などの報道からでした。 仕事に対しては懸命に取組んできましたが、このような重要な問題が発生し残念です。	当初は、これほど多いとは思いませんでしたので、早く正常な記録にすることは必要と考えました。しかし、膨大な量がありますので今ではある程度時間をかけて正常化することが必要と思います。 お客様(国民)には行政として正確、親切を心がけてきましたが、なぜこんなことになったのか戸惑っています。 職員はひとつになって、早く年金記録問題で怒られない環境にしたいです。
9146	地方庁	社会保険事務所課長級以上	現在知られている以外にはわかりません。	オンライン導入前の紙台帳管理の記録につきましては、今、実施している方策(ご本人から申し出ていただく)以外には無いと思います。また、現在実施されている年金定期便につきましては有効手段と思っています。	被保険者の方が事業所に入社して定年まで1箇所で勤務された方の記録ははっきりしていますが、職業、事業所をいくつも変えられている方の記録はオンライン化以前分については、それぞれの管轄社会保険事務所で管理されていることから統合には時間も必要と思っていました。また、職業によっては年齢を偽ったり、過去を知られたくないとして偽名をつかって就職された方の記録確認はさらに困難であると感じていました。 さらに、昭和17年からの記録のため、年金受給資格を満たすことなくお亡くなりになられた方の記録につきましては判明不可能かと思われます。 なお、このような問題につきましては、年金給付業務に携わった9年ほど前から感じていました。	年金請求時に特に過去の被保険者記録の確認には注意が必要でありましたし、誤って他人の記録を統合しないよう注意をはらってきました。 今、考えてみましたら、制度発足当初から、各制度共通の基礎年金番号でお一人1つで管理されるべきであったと思います。また、住所の登録も必要であったと思います。しかし、オンラインシステムも存在せず、紙やボールペンなどの最低限の物流も満足に無い頃の管理方法としては当時としてはそれ以上の方法は無かったのではないかと思います。
9147	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録追加により4種期間削除、加給年金過払い等により返納が生じている	OBに強制的に無償で作業にあてさせるべきである	カセットがオープンになっていないことを採用された頃から知っていた。 記録確認作業が困難である、と業務センターに伝えたことがある。	上記記載のとおりである。 OBの職務怠慢でしかない。
9148	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	配属部署にて全員がこの問題意識を認識して、取り組む必要がある。	今まで働いてこられた記録についての年金額をもらえていないのは、大変なことだと思いました。	審査において、OBの確認には取り組んでいます。
9149	地方庁	その他(社会保険事務局)		現時点で、社会保険職員ができることはすべてやっていると考えていますが、現実問題として、国民全てが納得するのは現時点までの加入者(加入者だった者も)全員の記録を「無条件ですべて納付済記録にする」しかないと考えます。財政的に無理ですが、それ以外では100%解決しません。	何十年も前のことであるため、事件か事故かは被保険者の記憶だけでは判断不能な問題。年金記録問題として取り上げられる前までは実務的には市町村または社会保険庁(事務所)に残っている物証の確認ができるもののみの補正しかできない。 年金給付課採用のため、新規採用時からこの問題は確認していた。見込み額の試算等でこの件にあたる可能性(記憶と記録の差異)のある者が何人か出てきていた。	記憶と記録が違うという申出であった者については、当時(平成8年)でも私を含め全係員がすべて調査をしていましたが、当時の係員全員の認識および上司の指示も「WM・マイクロ・紙台帳・給与明細・領収書・市町村台帳」等の物証で確認できる記録のみ補正の対象でした。 自分は一係員でしたので権限は持っていませんでしたし、この問題は国庫に影響するので、現場の職員が何の証拠も無しに、未納記録を納付済記録に変更することはできなかったと考えます。 この問題についてはもっと大々的に上部へ問題提起をすべきものであったと考えますが、私が採用になった時点(平成8年)では、何十年も前の記憶と記録の違いを証拠もないまま、何のガイドラインもなく、国や社会保険庁の指示もない状態で現場の職員が判断することは、逆にコンプライアンス上問題があります。 私とってこの問題が発生した原因は推測の域と超えませんし、責任は国(社会保険庁全体)が持たなければならないと考えますが、少なくとも私が採用された時点で既に、政治判断で解決する
9150	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありませんせん		一人の人に対して制度が違えば何個も年金番号をつけるのに疑問を感じていた。昭和55年ごろ	どうもできなかった。早期に年金一元化をすべきだった。
9151	地方庁	その他(社会保険事務所)				
9152	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし		年金請求時に登録されている記録以外に、他の記録がなかったかどうかは、以前より行ってきたところである。 当時は年金請求時に、本人の申し立てをもとに、統合されていない記録を整備すればよいとの認識であった。 ただし、年金記録問題が取り立たされてから、オンラインによる検索機能及びオンライン記録の整備も格段に進んだが、それまでは、オンラインで検索できない記録は、お客様からの申出がなければ、調査自体が行われず、実際には記録があるのに統合できない状況があったと思う。	紙台帳からオンラインへの記録整備が、もっと迅速正確に行われていれば、宙に浮いた年金記録は格段に少なくなっていたのではと思う。 年金の請求にあたって、国民の方に不利益がないよう、記録説明には当時から充分配慮してきたつもりであるが、やはり自分を含めて、職員自身のお客様の記録に対する意識は、今と比べれば低かったと思う。 たとえば、受給要件がないお客様の場合と、すでに受給要件が満たされているお客様の場合とで、オンラインに出てこない記録に対する、お客様の記憶を掘り起こそうとする配慮に、やはり差があったのではと反省している。 すでに受給要件が満たされている方への、もう少しの配慮(空白期間の詳細な聞き取りなど)が必要であったのではと思う。
9153	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	共済への移管記録について、オンラインで管理されていない未整備のものがあると思います。	移管記録については、センターではマイクロや台帳の形跡で確認することしかできないので、共済組合の記録とのすり合わせが必要と考えます。	記録課にいたとき、実際に記録整備に携わって、不備記録や埋もれている記録がたくさんあると思いました。	すべての記録をきちんと整理したい、ずっと記録整備をやっていたいと漠然と思いましたが、それを誰かに話したときに、限られた人と時間で、年金請求者の記録の整備で既に手一杯だから、優先順位を考えればそのようなことをやってはいられないと言われました。結局、あのとき感じたことが今につながっていたのだと悔やまれますが、私ひとり声をあげたとしても何も変えることは
9154	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	社会保険業務経験者のOBに声をかけて手伝っていただく必要があると考えます。	社会保険相談員として聞もなく報道により知りました。	日常の業務においても数人の目でのチェックをして誤りを無くすためのチームワークが必要かと考えます。
9155	地方庁	その他(社会保険事務所)		旧台帳を丁寧に見直ししていくしかないと思う。早く解決するには人員の確保も大切だと思う。	年金給付課に異動になった平成16年ころ知ったと思う。 そのときは、単に年金番号が統合されていないだけだと思っていたので、年金請求をするときには必ず記録の確認をして、統合できるものだから、そんなに大きな問題だとは捉えていなかった。 しかし、旧台帳とコンピューターの記録を突合してみると、正しく移し変えられていないものが沢	こちらの聞違いを詫びて、記録が正しくなるように誠実に対応した。 将来の年金に結びつく大切な年金だという意識がなかったことが一番の問題だと思う。
9156	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金記録解明のため事業所が保有する厚生年金保険の記録判明の手掛かりに結びつくようなデーター(過去の厚生年金保険もしくは健康保険のデーターのマイクロベース等)を保有している事業所があればその提供をお願いしデーターの提供を受けていくようにする。自らの力をふりしぼり努力するとともに民間の事業所で協力を得られるところには積極的に協力をお願いし一人でも多くの一件でも多くの年金記録問題の解決に努める。	年金については請求主義と社会保険の職場に入ったとき先輩からきかされていましたが、本人が知らない間に年金に加入していたことになっていたとか、実際に事業所より年金手帳の交付をうけていない等、年金に関する問題は個人だけの問題ではなく事業所の存在が私が考えていた以上に大きく関係しており解決していくのが非常に難しい問題だと認識していました。その認識については今も変わりません。何年か前に算定基礎届けの説明会で社会保険委員の方がお話されたなかで事業所が社会保険に届け出ている給料の額が実際よりも低いということがあるかもしれないということを知りました。社会保険委員の方は傷病手当金を請求したときに休業補償が思っていたより少ないことがないようにと正確な届けの提出をとお話していました。	事業所に資格取得届・算定基礎届けを提出する際には交通費も含め総支給額で正確に提出するよう説明しました。また、賞与の支払い届けの提出もれがないよう督促のハガキの提出・電話での督促し届け出を促しました。また届けでた内容に訂正の必要が生じた場合には訂正届けについての記入の仕方を分かりやすいように説明しました。また、年金相談にみえられたお客様にはできるだけ分かりやすいよう説明しました。親切丁寧な説明を心がけました。保険事故(死亡・障害・老齢)に備えてお客様の大切なものをお預かりしているという気持ちをもっと持つべきだったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9157	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		採用されてから、しばらく国民年金や健康保険の適用業務の担当であったため、オンライン上のデータと、その基になった紙上のデータが一致していないことには早々知っていました。しかし、それほどことの重大さが分かりませんでした。職務経験を重ねると同時に、その問題について疑問を持つようになりましたが、いつ頃だったかははっきり覚えていません。年金問題がこれほど大きく取り上げられ、事の重大さにハッとさせられたのは事実です。	記録の相違に気付いた時には、訂正をし解決に努めましたが、膨大な件数を考えると、個々の相談があったときに対応すれば良いのでは・・・と全てに取り掛かることは躊躇しました。気付いた時に一日でも早く対応すれば良かったと思います。また、これまで社保で勤務されてこられた方々も記録問題については分かっておられたわけですので、目をつぶらずに早々に問題に取り組むことが必要だったと思います。
9158	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていない問題については、わかりません。		年金記録問題の存在を知ったのは、事務所の年金給付課に配属され(平成16年11月ごろだと思います。)年金相談に対応するようになってからだと記憶しています。 老齢年金の請求等で、基礎年金番号に統合されていない記録がよくありましたので何故こんなにたくさんあるのかと思っていました。 ただ、その当時は、採用されて1年位でしたので、年金記録の仕組みもあまりわからなかった状態でことの重要性についてはそれほど意識していませんでした。 58歳通知等で職歴の確認作業もしていましたので、記録の統合作業は地道にしていたのだとは思いましたが、想像していたのとは遥かに膨大な量の基礎年金番号に統合されていない記録があることがわかり、大変な問題であることに気づきました。	年金相談等では、必ず職歴の確認を第一とし記録漏れがないかどうかの確認をしました。 正しく年金記録を管理していなかったことにより、記録が漏れている方について、年金受給者については本来もらえる年金額より少ない額で受給していたことになり、また、年金がもらえる方がもらえていなかったこともあり、正しい年金記録に基づいて年金給付をしていない等大変反省しなければならないと思います。
9159	地方庁	その他(社会保険事務所)		時間はかかるが、一件一件照会作業を行う。	社会保険庁の存在意義を問われるほどの問題だとの認識を持った。 記録問題として報道されてから知った。	窓口、電話対応を誠意を持って行った。また、記録確認作業も重点的に行った。 閉鎖的な組織体質が問題だと思う。
9160	地方庁	その他(社会保険事務所)				
9161	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	これまで莫大な費用をかけて対策を取られたと思います。100%の解決は既に亡くなられている方がいる以上は無理と思います。それを鑑みれば、政治的にくぎりをつけざるをえないと思います。	平成11年に事務所に配属され、記録を一本化する作業(205)に疑問を持ったことは覚えていますが、普通のことなのかなと思っていました。年金問題はテレビ等ででてくる平成16年ごろからの問題で当時はここまでくるとまったく想像していませんでした。	自分の日々の業務を通じて親切丁寧に対応をしてきたことは自負できるものがあります。反省点に関しては、国家的問題を社会保険庁のみの責任にしたことと思います。今のような記録の管理でない時代にどれだけできたかまた、今後もでてくる発生する年金問題をどうするかは誰もとめることはできないと思います。
9162	地方庁	その他(社会保険事務局)	現在周知されている事象以外には知りません。	現在までの取り組みにおいて、短期集中的に処理を進めているために様々な作業が輻輳しており、各所の業務に弊害が発生しているとおもわれる。この記録問題の解決には、市区町村等における協力をさらに依頼して、もっと時間をかけて入念に作業を進めるべきと思われます。	基礎年金番号に収録されていないものがあった場合、その都度、お客様のほうから申し出ることについて、以前はあまり疑問を感じていないことはあったと思います。しかし、自分が年金相談等を担当することとなり、あまりにも整理されていない古い記録がある現実に直面したとき、記録の整理には膨大な時間が必要であり、過去からの記録の管理方法に問題があったことを強く感じ	年金相談等においてはとにかくお客様のことを思い、記録問題については少しでも早く対応することを心がけましたが、年金記録の問題は過去の古い記録等や正確でない記録もあり、複雑な作業も多いために問題を先送りしてきた経緯が一番の原因であると思われます。このため、時間がかかるのはやむを得ないことであっても、正確な作業を進めるべきと思われます。
9163	地方庁	その他(社会保険事務局)	報道されている一般的な事意外は特に知りません	今のオンラインシステムでは人海戦術に頼るしか思いつきません。 たとえば通常の氏名検索で特別便の名寄せのように似た氏名が検索できたり生年月日や名前の一部だけでも検索できるようなシステムがあれば早期解決につながるのではないか。 また、予算や時間を度外視するなら市町村が現在保有している古い期間の国民年金の納付情報も集めてデータベース化できればさらに記録整備の補助にはなるのではないかと思う。	未統合の年金番号があれほど膨大に存在するとは知らなかったし、基礎年金番号とその他の年金番号が統合されていなくても年金裁定時に氏名検索等で最終的に統合できるので特に問題無い、と思っていた。 深刻な状況だと知ったのは報道されるようになってからです。	届出の際にオレンジの年金手帳などで未統合の年金番号が確認できれば統合作業をするように心掛けてきました。 反省点 紙台帳時代の資格記録の地方と中央との連絡の不備、機械化した時点での紙台帳破棄、マイクロとして保存したもののその解像度の低さによる文字等の判別困難など技術的な部分とそれでも何とかなるだろうという当時の見通しの甘さが有ったのではないか
9164	地方庁	その他(社会保険事務所)	現時点において、年金記録について公表されている問題以外で、知っていることあるいは認識していることはありません。	すでに取り組まれていることですが、年金特別便、年金定期便といった手段により、行政側として随時細かな情報提供を行うことです。それにより被保険者の方々の年金記録に関する意識を高めていただき、年金記録の内容に関する完全な相互管理あるいは監視を実現することです。	私が社会保険の業務に携わるようになって時点(平成9年)ですでに基礎年金番号制度が導入されており、ひとつの番号で年金記録が管理されているのが最初当然だとの認識がありましたが、実際、問い合わせ等の対応で未統合の番号(記録)が多く存在することを知りました。 そういった未統合の番号(記録)については、最終的には年金裁定請求時等必要な時期には整理されるものであると認識していましたが、実際には統合されないままの番号(記録)や存在するはずの記録が確認されないケース等が何千万件とあり、様々な問題が山積されたままである事実を認識するに至ったのは公表等されてからです。	年金記録問題には未統合記録の問題、報酬改定問題、処理誤りの問題等様々な問題を含んでおり、複雑な内容となっています。また、一番大切なことは、この年金記録の内容により「受給権」という、さらに複雑で重要な権利に影響を及ぼすことです。 私にできたことは、被保険者の方々からの問い合わせに真摯に対応すること、説明責任をきちんと果たすことです。また、法令等を再確認し法令遵守の徹底を意識しました。 この年金記録問題で挙げられる反省点は「問題の先送り」だったのではないでしょうか。基礎年金番号制度が導入された時点から、未統合記録の整理を計画的に行って行くべきだったと思われます。また、効率化だけではなく、法令遵守と言う観点からの業務取扱に関する職員の意識が必要だったと思われます。
9165	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません。	未統合記録を有する会社名及び所在地並びに該当年度を公表し、本人から申告していただけくようにすれば、氏名・生年月日を変えて勤務した者の解明のための一方策かと思われます。	行政は各年金の記号番号による記録管理で、専ら加入者の自己責任に委ねた制度(記録管理)運営が基本となっていたことが、各人に複数の年金記号番号を発行した原因と思っていました。 記録誤り等の存在は、行政や事業所のミス、並びに被保険者等の虚位届出等により認識しておりましたが、生年月日等をいわゆる丸めて管理する手法を採っていたことは、今般の記録問題により知りました。	被保険者等の申し出が正しいという視点で調査を行うようにしてきました。 記録管理において、氏名、生年月日、性別、住所などによる現在の管理のように個人毎管理と個人への通知の確認等を行ってこなかったこと、記録問題の対応しついては問題記録の存在を積極的に開示してこなかったことが反省点と考えています。
9166	地方庁	その他(社会保険事務所)		厚生年金のカセットオープン処理を社会保険事務所からの依頼がない分についても早急に行う。	平成18年頃	国民年金課に所属していたので、納付照会対応に追われていた。 平成14年まで市町村が保管していた被保険者台帳などは廃棄せず、保存しておくことが必要だったと思った。
9167	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成7年より年金給付課に配属となり、窓口相談等で受給権確認をした時に、手番を複数持っている方について、年金請求時に一本化すればいいという考えが浸透していたので、そうしてい	相談時に複数の手番が判明した都度、一本化しておけば、今のような五千万件等の宙に浮いた記録ももっと少なかったと思う。
9168	地方庁	その他(社会保険事務所)	昔、社会保険事務所の事務が機械化される前は、社会保険庁業務センターに進達して事業所名・被保険者名・生年月日等入力してもらっていました。現在、本人の職歴を確認していると、当時の入力ミスや、読み方の難しい漢字の事業所のフリ仮名が適当に入力されているため、年金記録調査のときなど、検索できなかったり、事業所名や健康保険事業所記号が、微妙に違っていることが、よく見受けられます。	現時点で、過去すべての事業所名、フリ仮名、健康保険事業所記号をチェックするのは大変な作業であり、不可能とも思われます。 本人との職歴突合の時、間違いを見つけたら、一件一件訂正していくしか方法は無いと思われます。	年金記録問題をすべて解決するには、大変な時間と労力が必要であり、1年や2年では解決できるような問題ではないと思っていた。又、かなり古い年金記録が多いので、被保険者がすでに死亡していたり、存命中でも病気等や記憶が悪くて思い出せない等のケースも多く、100%の解決は、絶対に無理と思っています。 年金の期間記録漏れのケースはかなりあるとは思っていましたが、平成19年の後半にテレビ等で知らされた、5，000万件以上という数字には、正直驚きました。 マスメディアで報道されるまで、これほどの年金記録問題があることを知らなかったのが事実です。	年金記録問題解決には、数年は掛かると思っていたのでじっくり取り掛からなければならないと思っていました。 こんな事態になったひとつの原因は、窓口で年金相談をしたり、ねんきん特別便の対応をしていると良くわかりますが、被保険者(国民)の皆さんの年金に対する知識の無さと、年金というものの教育をする事をしてこなかった政府(国)の責任が大きいと感じました。 もうひとつは、平成9年の基礎年金番号導入の時、被保険者(国民)の皆さんから、他の手帳番号を持っている人や氏名変更している人から報告してもらう、回答はがきの回収率の悪さでした。 今、年金記録問題で、社会保険庁や社会保険事務所がこんなに混乱し、大変な状態になってしまった重要な問題のひとつは、この時もっと督促して(ねんきん特別便と同じ位)徹底的に回答はがきの回収をしておけば、今ほどの騒ぎが無かったのではないかと悔やまれます。
9169	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に思い当たらない	記録を管理する社会保険庁が、自信のもてる記録にしなければならないと考えます。 そのためには、あらゆる方策で原票、原簿との突合、本人確認をすべきと考えます。	支払った保険料が正しく記録されていないことは、あってはならないことであり、受給者、被保険者の信頼を損ねる重大な問題であると思いました。 19年中ごろ。新聞報道がされて	受給者、被保険者の信頼を得るために、すべての記録を正しくしなければならないと考えました。 従来は、主に保険料収入に主眼が置かれ、記録の管理が十分でなかったことが反省点ではないでしょうか。 また、本人が記録の確認をいつでも、どこでも確認できる環境になかったことではないかと思い
9170	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	専門部署を設けて年金業務に携わったことのある職員で集中的に問題を解決するべきで、派遣等で人を増やしてもあまり意味がないと思われます。	他の業務を措いても優先するべき問題だと認識しています。年金記録問題の存在は平成19年11月ごろだと思います。	土日出勤も含めて対応していきました。事務所間また職員個人間で問題意識に差がありすぎたと思います。
9171	地方庁	その他(社会保険事務所)	私がこの職場に就職したのは基礎年金番号導入後なので、逆に報道等で知った事実のほうが多いです。 世間一般に知られていない問題というのはおもいつきません。	いまだ持ち主不明の年金記録について、再度の確認依頼ということで現在も該当者宛に文書や電話にて確認作業を行っているところですが、何度督促をしても関心のない方々はいまだ回答をいただけておりません。このことに関しては引き続き照会を続けていくことしかできないと思います。	先にも書きましたが、基礎年金番号導入前は、一人にひとつの番号という考え方がさほど浸透していなかったのではと想像します。ただ基礎年金番号導入時とその後も「過去記録整備」という名目で現在の年金得別便のように複数の年金番号を持っている方あてに登録の斡旋をおこなっておりましたので、一人にいくつも番号をは発行して未登録になっている番号が存在するという事実は以前より知ってはいましたが、最終的には年金請求時に確認して登録を行っていると説明を受けていたので、こんなにも登録をもれた状態で手帳番号が残っている、そしてオンライン上に出てこない記録がたくさんあるというのは今回の問題がでてから知りました。何十年も在職している人や調査担当の課に所属していた人々はとっくに知っていたのかもしれませんが。	年金の裁定がもう終わってすでに年金を受給し始めている人にも、未登録番号が見つかり訂正をしなければならないケースが爆発的に増え、裁定請求時の履歴確認をよりいっそうしっかり行わなければいけないと思い努めてきたつもりです。もちろん以前は手をぬいていたというわけではないとは思いますが、以前はいちいち管轄事務所に照会をしていたものが、今はマイクロかした原票がそれぞれすぐ手元の機械で確認できたり、オンライン上で確認できる記録が増えたりと職員にとっても相談者にとっても非常によい環境が整ってきていると思いますが、もっと早く整備していてくれればここまで浮いた記録はなかっただろうに思います。
9172	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	人員の集中的な投入により、全ての記録問題の解明、解消が必要と考えます。もし解明、解消しきれない年金記録があったならば、一定の基準のもとに救済し、記録を回復することが必要と考えます。	国会や報道により問題を知りましたが、国民の皆様の生活を支える年金制度の基礎となる記録について、欠落や、事実に即していない決定は、決して許されるものではありません。全職員一丸となって最重要課題として取り組むべき問題であると認識しました。	まず国民の皆様に一刻も早く安心していただくために、まずご自身の記録を確認していただく、そしてその記録について疑義あれば、その内容を詳細にお聞きし、少しでも多くの手がかりを得た上で調査を進めることが必要であると考えました。 相談窓口に多くのお客様にお越しいただいたことにより、1～2時間もお待ちいただくこととなったこと、また、記録が回復できたにもかかわらず、正しい年金をお受け取りいただくまでに長期間かかり、多大なご迷惑をおかけすることになったことを反省しています。
9173	地方庁	その他(社会保険事務所)				一件ごと慎重かつ丁寧に対応していくことが信頼回復、問題解決につながると考える。しかし、記録照会の回答について「年内」とか「年度内」とか現場の状況を見ずにむやみに期限を設けてしまうことは、調査が雑になりかねず最終的には被保険者に不利益となってしまうのではないかと思う。もう少し実態に即した対応をお願いします。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9174	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じておりません。	必要な情報を開示しつつ、地道に本人に確認する。 これまでの記録管理の経緯をふまえ、WMや台帳の検索基準(どういう読み違いで記録されていることが多いかなど)や方法を共有する。 わからなくなっている記録について、救済する基準をきちんと定める。	就職して一年くらいの頃、一人の人の年金記録がばらばらになっているなあとおぼろげに感じていた。 持ち主不明の年金記録が多数存在するという年金記録問題として取りざたされた頃は、休職中だったため詳しいことはわかりません。	相次ぐ改正で制度が複雑化しすぎてわかりにくくなっているため、必要な届出をきちんとわかりやすく説明する、広報する。 年金請求時には本人様も覚えておられないことが多いので一定期間ごとに年金記録を通知する。 反省点 同一人の記録と特定できない限り、資格取得のつど年金番号を払い出していた。 基礎導入前は、厚生年金被保険者の住所登録がなかったなど本人と特定しにくい事情があった。 旧紙台帳等の保存状態があまりよくないものがあり、膨大な量の記録をWM管理に切り替えるのに無理があった。
9175	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。		年金記録問題は、社会保険庁として第一に解決しないといけない問題だと認識しています。また、この問題を知ったのは、新聞などで報道され始めた頃です。	特別便によりお客様が来所された際に、詳しくまた丁寧に聞き取りを行い、宙に浮いている年金記録を一つでも多く解消する努力をいたしました。 反省点については、年金記録を定期的に被保険者本人にも確認を求めなかったことに問題があったと思います。
9176	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	覗き見問題について、記録を見た職員と、カード所持の職員はかならずしも 一致していない。事務所では、見ていないのに、カード所持の職員が処分されている。 記録問題について、国民年金の記録で、市町村の記録、社会保険事務所の記録が整合しているのに、第三者委員会に申し立てて記録が認められる場合があるのがおかしい。ゴネ得になっている。 ほかに第三者委員会で認められる記録でおかしいものが多々ある。 そんなに記録を認めていたら年金制度がおかしくなる。 記録をみれる方、年金制度に精通されている方が第三者委員会の職員になるべきである。	年金手帳みたいな紙でなく、磁気カード(社会保障カード?)の作成が望まれる。 あと、年金制度への日本国民全体の意識向上が必要である。 また、磁気カードであれば、これに記録がない場合、申し立てはおこらないと思う。	基礎年金番号以外に手番号の存在に入庁時より気づいていた。年金は本人の申し立てにより請求するものであるため、事務所としては、氏名検索にて、本人と思われる記録がでてくるが、本人が外の会社には働いていない旨の申し出があればそのままにしていた。	氏名検索等を活用し、本人と思われる手番号については、記録の時期、場所等をはなし、解決へ導いた。 しかし、昔の記録であるため、本人と思われる記録でも否定する方は多々いた。 そもそも、年金手帳が紙であり重要視されておらず、そのため手帳を紛失し、就職のたびに会社から、年金番号の未記入で資格取得がされたのが問題である。(いくつもの番号がだされた)国民自体にも意識がなく、働いている会社が国民年金か、厚生年金かさえわからない者もいた。また会社の社会保険担当者も意識がなかったと思われる。
9177	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません。	年金記録の整理が急務であるため、全職員が一丸となって対応する事である。	被保険者個人の年金記録であり、将来受けるべき年金の元となる加入記録である。老後の所得保障としての年金制度においては、厚生年金の加入期間は当然の権利として加入者の老齢給付に結びつくものである。よって、全ての記録が整理統合されるよう、全職員が一丸となって記録整理に取り組む。また、この問題についての認識は、年金記録問題が出てきてからと認識してい	ねんきん特別便に対する電話相談、窓口相談、または名寄せ照会に対するフォローアップ等の相談、厚生年金被保険者記録照会に対する期間調査の確認作業を実施。記録問題については、加入者としての認識も必要であるが、年金手帳を複数持っている場合が多々あり記録整理が十分されていなかった。統一の番号による記録管理をするべき時期が遅かったと思料される。
9178	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りえておりません。		年金記録問題の存在については、平成19年6月頃の新聞報道により知りました。 年金記録は、受給権にかかわるものであり、その記録の確認が放置されていたことは、当時の宮相に、「最後の1人まで・・・」と言わせたほど大きな問題であり、年金制度の信頼を失うのみでなく、年金制度そのものを危うくするものだと認識したところです。	当初、5,500万件と言うあまりに大きすぎる数字にあぜんとしてしまいましたが、窓口での応対等において、こんきよく相談にみえられたお客様お一人おひとりの話をよく聴き、記憶を呼びおこすような対応を心掛けていくことが必要だと思いました。 反省点の1つとしては、被保険者個々に対する制度の周知が行きとどいていなかったと言うことがあると思います。
9179	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	本庁職員は名簿の存在する地方庁に赴り、地方庁職員に協力する形で現場で作業に対応する。地方庁職員は本来業務と、年金記録業務に対応するものを明確にわけて、十分な人員を補充し集中的に現場で作業に対応できるようにする。以上。	1999年頃適用課資格照会係で厚生年金の払い出し誇や名簿が存在するが、コンピューター上のオンラインには記録が登録されていないものがあまりに多く呆然としたが、紙台帳はあってもオンライン化は基本的にまだ完成していないものと認識していた。	コンピューター上のオンライン記録はあてにならないとしても、紙台帳が残っている限り被保険者よりの申請があれば対応可能と考えていた。
9180	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		基礎年金番号の導入をもっと早く行うべきだった問題と感じます。本人のものであるかが不明な記録が多数にのぼることを知ったのは記録問題がクローズアップされてからです。	特定不明な手等番号について、特別便回答時に事業所・被保険者検索システム、マイクロフィルム、被保険者台帳等を駆使して1件でも多くの記録を特定させるべく対応しています。記録の収録方法が全国で統一されていないことが反省点であり、検索に時間を要することから、記録の一元管理が望ましいと思われます。
9181	本庁	その他(本庁)	特になし。	現在は基礎年金番号の導入により、制度的に今後新たに記録もれが発生するリスクは減少しているため、これまでに発生していた記録統合もれにかかる、支給年金の訂正のマネジメントを可能とする、ということになるが、現在の残件数の整理が最優先課題になるため、現在の人海戦術を1月以降もある程度踏襲することが必要であると思う。 その上で、効率化を図るためには、一定期間特別対策チームを設置し、集中して処理することが不可欠と考える。	それぞれ異なる成立過程を経て運営されてきた各年金制度を基礎年金導入により統合を進めてきた上で、発生することが避けられない制度的問題であったと認識している。そしてその問題が起こるリスクの高い年金受給者が多く、クローズアップされる要件が重なっているのがまさに今であるという認識を持っている。 また、この問題についてはメディアの報道により存在は知っていたため、存在を知った時期としては平成16年ころである。	年金記録もれについては、当時地方事務所の窓口対応、電話対応で一人一人迅速、性格、誠実な対応に努めた。それが事務所の一職員ができる最大限のことであったと思う。 この問題の反省点は、年金記録の改革という点において挙げると、組織的な問題点という方向だけでクローズアップされているが、それをおこなった職員の適正の問題もあり、職務適正を考えた人事や研修が不足していた点があったのではないかと思う。
9182	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録問題については全所体制で対応していますが、事務センターへの入力業務委託等に伴い、事務所の人員は減っています。来所されるお客様の数は変わらないため、このままではサービスの低下を招くことも考えられます。 記録問題を専門に取り組む態勢の十分な職員の確保が必要だと思います。	問題を知ったのは、平成19年頃で、国民の皆様の不安を招くきわめて重大な問題と認識しています。	調査が必要なものについては、早く回答ができるように通常業務と並行して行いました。 過去の年金相談においては、本人のものである可能性が極めて高い記録でも、こちらから会社名の案内はできず、本人からの申し出があって初めて記録に結びついていましたが、この点が早くから改善されていれば、宙に浮いた年金記録は今より少なかったのではないかと思います。
9183	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	現状の報道、報告において一般的に知りえたもの以外のものはない。	厚生年金で言えば、1つ1つの事例は様々ではあるが、当時の経済状況、適用事業所の経営状況を踏まえ、慎重かつ丁寧にしかも迅速に調査をする必要があると思う。 国民年金は、市町村にも一層の協力を得ることにより、当時の納付記録について調査をする必要があるのでは? 昨今では、自己の年金記録に異議を唱えるものに対し、その記録を認めてしまうほうが良いと言う風潮もあるがそれは危険ではないかと思う。 事実に基づいた記録で正しく訂正するのが正論であり、それがなかなか困難な場合でも、ただ認めるのではなく、少しでも手がかりとなるものの信用性を調査、評価する必要があると考える。 しかしながら被保険者や年金受給者にとっては、切実な問題であることから、そのために必要な人員や諸経費が必要になることは当然であり、、当時の政策を行った国としても責任をとりつつ、早期に解決に向けて努力する必要があると思う。	これら問題の存在を知ったのは、これらの諸問題が明らかになった時期とほぼ同じ。 被保険者の記録については、きちんと日頃の業務の中で管理されているものと思っていた。 被保険者が将来の年金受給のために納めてきた大切な金額と期間であり、結果的にそれを正確に管理できていなかった社会保険行政に憤慨さを感じた。 きちんと納めているものが反映されない、納めた保険料と、記録がマッチしていない、調査して本来あるべき姿にするのは当然だと思う。 早期解決に向けて取り組むべき問題と認識。	[redacted] 今思うと、結果的に、都道府県や社会保険事務所ごと、市町村により管理方法や、紙台帳の表示方法に違いがあるなど、統一性が無い面があり、紙台帳から、磁気媒体への記録移行作業がずさんな面があったことは否めないと感じた。 それに伴う不備が散見され愕然とした。 元々、中途半端な管理体制であったことも事実であり、それらを反省し地道でも、ひとつひとつの確認と整備が必要であると思った。 報道等で厚生年金の被保険者が納めた保険料の等級と、記録がマッチしていない等級があるとも聞いた。 社会保険事務所の徴収率アップの問題や、経営不振の事業所自体の問題等当時の社会背景にも、いろいろな面あったのかと思う。 しかし、当時の状況を極力慎重に調査したうえ、国として記録問題を解決し、説明責任を果たしつつ、早期に整備していくのは当然であると思う。 社会保険行政に携わるものとして、これらに問題意識を常にもって取り組むのは当然で、早期解決に向けて個人的にも再びこれらの業務に取り組んでいければと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9184	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録問題について、本庁より送付されている通知や事務連絡の他は、新聞等報道機関各社より報道されている問題しか、存じません。	元々、年金記録問題については、過去からの記録管理方法に問題があったと思います。そのため、古い記録の被保険者を探そうとしても、残っている情報が乏しく、本人等が申し出てくれないと特定が困難になっています。年金記録問題の解決に向けては、現在行われているような地道な調査しか方法はないと思いますが、既になくなっている方や古い記録のためお勧めされた事業所名を覚えていない方もかなりいらっしゃるため、完全に解決することは困難な状況となっています。しかしながら、できるだけ記録の確認を進めるためには、各省庁や市区町村等の更なる協力の元で文書照会や戸別訪問を行い、一件ごとに調査を進めるしかないと思います。そのうえで、それでも確認のとれない記録については、インターネット上で一般に公開し、申し出ていただいた方について個別に調査をするなどしかないと思います。	年金記録問題について、これほど多くの不明・不備な記録が存在することは、この問題が報道されるようになるまで、存じませんでした。しかしながら、過去に在籍した国民年金課(平成8～9年)や事務センター(平成17年～20年)で仕事をしているうえで、下記のような問題が個別にあったことは、記憶しております。 ・市区町村と社会保険庁との記録の相違(資格記録や納付記録) ・資格取得日等の過去の処理誤り また、この問題が報道される以前、村瀬長官が就任された時に、サービス向上のためにすべき取り組みについて、職員全員が意見を文書で提出しましたが、その際、上記の経験を踏まえ、国民が望むサービスは、窓口などの対応のよさなどはもちろんですが、事務処理を正確に行うことなどにより、記録を正しく管理することであり、そのための事務処理体制の確立をすべきとの意見について、提出させていただいたことがあります。	<対応> 年金記録問題について、全国的にこれほど多くの方の問題であることの認識はありませんでしたが、個別の記録として、不備の記録が多数あることは認識しておりました。しかしながら、私として取り組みを行ったのは、個別の問題について、上司への報告や不備記録の整備を行うことと、私の行う事務処理の誤りがないよう、慎重に処理を行うとともに、チェックを十分に行うことでした。 <年金記録問題にかかる反省点> 年金記録問題について、私も事務処理を行ってきた一職員として、大いに反省をしなければならないのですが、私が考える過去からの問題点については、下記のとおりです。 ・国民の方に年金をお支払することについて、お客様が持ってきた年金手帳を元に年金を決定するという、受動的な事務処理を想定して記録管理を行ってきたために、国民お一人ごとにトータルで記録を管理するという考え方(基礎年金番号制)ができるまで、そのような考え方がなかったために、必要な情報が記録として残されておらず、この問題の解決を困難にしています。 ・記録管理を紙台帳からオンラインシステムに移行する際に、完全な記録として移行できておらず、不明な点のある記録については補正処理を後回しにするような方法をとってきたために、年月の経った現在での記録確認を困難にしています。 ・記録管理を紙台帳からオンラインシステムに移行する際に、十分なチェックを行っていなかったため、誤った記録で登録されている記録が多数あります。 ・国民年金や厚生年金の事務処理を行う際のチェック体制が不十分であったため、誤った記録で登録されている記録が多数あります。 ※紙台帳当時及びオンライン化後
9185	地方庁	その他(社会保険事務局)	現時点で思いあたりません。	・全職員のスキルアップとして年金審査の定期的講習を組織的に行っていただき、そこから各現場において業務の正確性等を意識し取り組める現場となるようお願いしたい。 ・ねんきん特別便定期便等で記録をお知らせし、疑問があれば相談等により職員が懇切丁寧に分かり易く説明することはもちろんですが、預金通帳のように個人で年金記録が記帳できるサービス、分かり易く見える年金制度を更に目指さなければならないと考えます。今も国民の皆様に莫大なコスト掛け回答をいただくというご協力をいただいておりますが、預金通帳のようなサービスは、結果的に国民の皆様の協力も得られるサービスとなり各個人で分かり易く、いつでも見れる年金記録となる思います。また、職員もいつでも見られるという意識で業務を正確行い将来的に信頼のもてる組織になっていけるのではないでしょうか。	年金は、高齢となったときの主な収入源で、年金記録はいわば非常に大切なお客様のお金です。また、大切なお客様の歴史だと感じました。 その年金記録に不備があり、未統合の年金記録があることは、不備のあった方々にとっては当然納得のいかない問題であると認識しています。 また、年金受給額に結びつかない年金記録があることは、基礎年金番号制度発足以後数年たったころに給付課の方から知らされました。	過去、手書きの紙台帳の時代があって現在に至り、様々なミスや怠慢、制度改正などを経て積み重なった問題だと思いますが、組織の職員としてお客様に謝罪し話を聞き、また、懇切丁寧な説明とできるかぎりの調査をする事を意識し取り組んできました。 反省点としては様々あるとは思いますが、複雑な年金制度のなかで、全国民の様々な何十年の年金記録等を何十年も管理するという膨大なデータを管理しつつ、お客様・事業所様の対応を個々に行うには充分な職員数の確保もできていなかったのではないかと思います。
9186	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	・フォローアップ照会の継続的実施。特に高齢となっている受給者等については急務。 ・厚年マイクロフィルムの完全オンライン化。 ・広報等により、国民の皆様の一層の協力を仰ぐ。	・年金記録の不備、また、オンライン化されていない記録が多数存在することを知り、これにより年金受給者の方に多大な不利益を生じさせている実態があることを認識した。 ・マスコミ報道される少し前の頃と思います。	・お客様と接する機会があったときは、面談であれば職歴の聴取によりもれを生じさせないよう、電話であれば年金加入記録の早めの確認の勧奨を心がけた。 ・年金記録は、国民一人ひとりの重要な財産であることの認識が薄かった。
9187	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知っている事はありません。	特別便、期間調査などのお客様からの問い合わせに、1件1件回答していくことではないかと思います。	お客様からの信頼を損なう、底なしの大きな問題だと思います。 平成17年頃、知りました。	積極的に「○○して対応しよう」という気持ちより、突然の、通常と違う膨大な業務で、対応に追われる毎日です。 ・制度、業務処理の仕組みが複雑で、それに通じている職員の不足。 ・資格があっても、業務処理に詳しく通じていないと、お客様にとって、満足いただける正確な案内、処理ができない。 ・転勤、異動が頻繁にある為、知識に乏しく、担当した書類も中途半端な状態で終わって行く。 というような事が大きな反省点ではないかと思います。 また、お客様からも、組織からも圧力を感じるばかりでは、「自分を認めてくれるこの会社の為に、心を尽くして励もう」「目標、目的意識を持って取り組もう」という気持ちになれず、全体的に、職場に活気がありません。
9188	地方庁	その他(社会保険事務所)		社会保険職員のみでの問題解決は不可能と考えます。国民のみなさまや、市区町村からの協力なしでは解決できないと考えます。 本人記録の申し出、市区町村役場からの氏名履歴や住所履歴の突合など、できる限りの協力を得て、年金額が減額にならないもので、ご本人様の記録である可能性が高いものについては、会社名や市区町村名も記載の上で、ご本人様からの署名をもらう形に(現在も一部行われているが、今以上に)行っていくべきと考えます。	平成9年の1月1日以降も、会社からの資格取得で20歳以上の方の分であっても、新規で出てくるものが後を絶たず、事業所の担当者へ確認しても、本人が新規といっているなど、なかなか協力が得られなかったため、基礎年金番号は、意味のないものと思っていました。 そのため、年金受給時には、かならず本人の記録を確認できる機会があるのだから、そのときに頼るしかないとの思いがあったと思います。	年金受給手続きも、委任状により、ご本人様以外が手続きなさる場合もあるため、やはり、それぞれの加入手続き時等、本人の記録を確認できる機会をもっと有効利用できたのではないかと反省しております。
9189	地方庁	社会保険事務所長	他に承知していない。	今後予定される紙台帳との照合等早期に実施しなければおけない。 その際には、OBや年金機構に移行できない職員のこれまでの経験と知識が必要であり、協力を要請すべきである。	昭和50年代国民年金の業務を担当している時、社保の記録と市町村の記録の照合を3～4年に1回行っていた。不突合分については、その都度調査確認を行い、補正を行っていたが、照合のたびに不突合が出ており、短いサイクル及び複数人による照合の必要性を感じていた。 また、転職するたびに新たな厚年番号を取得するなど、被保険者に対する年金制度の周知が不十分であった。	・記録をコンピュータに収録するにあたり、作業期間が短く、十分な調査が行われず、また賃金職員等による作業で指導監督が不十分であった。 ・基礎年金番号が導入されるまでの各年金制度で管理していた記録の整理(統合)が行われていなかったこと。
9190	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	未統合手番について 別人や本人死亡遺族がなく確認不能等、窓口・フォローアップなどで得た確認結果を登録できれば、別人だと申出た受給者や被保険者に再三調査をする必要がなくなり、実質未統合である手番について件数の把握や確認調査が出来るとおもいます。 システムについて 記録調査回答に要する時間は短縮するためにも、現在行われている電子画像化システム等を出来るだけ早急に進めていただきたいと思います。 今後にむけて 現在も重複付番や未加入が発生しています。信頼回復のためには、解消しなければならない課題だと考えます。	入庁した時に、すでにオンライン化が導入されており、問題意識はなかった。 後に、基礎年金番号登録処理、記録整備等を行う際に未統合手番や重複加入、記録不一致があることを知りました。	判明した時点で、その都度対応するしかなかった。 もっと組織としての問題と考える、声を上げるべきだったと思います。
9191	地方庁	社会保険事務所課長級以上	1「事業所整理記号の2重払出に係る事業所名称の相違」 事業所整理記号を最初に払出した事業所が全喪したため、その後、同一の事業所整理記号を別の事業所へ払出した。2重に払出したため窓口装置で職歴を確認する場合に被保険者が勤務したところと相違した事業所名称となり、被保険者尋ねても勤務したことがないとの回答となるケースがある。 2「厚生年金の被保険者記録のもれ」 オンラインになる以前は、厚生年金記録は紙により進達をしていたが、何らかの理由により数年分の定時決定及び随時決定の記録が漏れている。	完璧な解決は無理であるが、年金手帳の払出簿及び被保険者台帳との突合を地道に行なって行くしかないのではないか。 それが困難であるならば、被保険者記録で要整備とされている記録を抽出し重点的に行なえばよいのではないか。	年金記録の整備が必要だとは認識はしていたが、被保険者が年金を請求し裁定するまでに整備すればよいと聞いていた。 昭和63年頃、年金給付課ができ裁定請求書の審査を行なっていた頃であった。	当時は、特に上司からの指示等もなかったため対応はしていなかった。 現在は、被保険者記録が整備されほぼ確認できるようになっているが、当時では確認できないものも相当あったんだと現段階で認識した。被保険者の申出があった場合に窓口装置で確認できる記録を信じて対応していたが、もっと必要に応じ被保険者台帳等の確認を十分に行なっていれば少しでも解消できたのではないかと思う。
9192	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		・法令順守の徹底 ・業務処理マニュアル等の整理・周知徹底	・法令順守の認識不足 ・平成18年・19年頃	国民一人ひとりの老後を保障する、年金記録の大切さの認識不足。
9193	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		問題を知ったのは、報道された時。 問題の当事者は年金受給者(高齢者)であるため、早急な対応が必要だと感じた。 また問題の多くが戦中・戦後の期間のことがあり、その当時どうなっていたのかを理解するのに苦労した。(結局よくわからないことも多かった)	通常業務に加え、年金問題の業務にも積極的に従事した。 基礎年金番号付番時(&WM移行時)に完結しようとするのではなく本人の年金請求時に確認すれば良いという考えが組織としてあったのではないだろうか。 制度の変更時には、国民への周知を徹底すべきであると思うし、興味を持っていない人が損することのないように、組織として受身ではなく、積極的に問題解決に向かい業務を遂行すべきであると考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9194	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	年金記録を手管理をしていた時代の事務をよくご存知である社会保険職員のOBの方のご協力をお願いすべきと思います。	過去の厚生年金の記録照会の業務をしていた時に、WM上に記録がなく、社会保険庁で保管されている記録があることを知りました。 厚生年金の記録は、住所管理がされていないため、お客様からのお申し出に頼るしかないので、年金裁定請求時の記録の確認は重要であると感じておりました。	社会保険庁で保管している記録について、全てWMに登録してもらえるよう業務改善に提案をしましたが、その当時は実現しませんでした。 WMに登録されれば、お客様へ速やかに回答が可能であり、年金裁定請求時等で統合されていない記録があればお客様に一声おかけすることができる等の必要性を強く訴え、またそれに対して答えていただける組織であればよかったと思います。
9195	本庁	その他(本庁)	特になし。	思いつかない。	マスコミで騒がれてから認識した。年金についての信頼を揺るがすような大変な問題と認識していた。	とにかく来所いただいた方に対して、懇切・丁寧な対応を心がけた。オンライン化や基礎番導入の時にもっとしっかりと、対応すればよかったと思われる。
9196	地方庁	社会保険事務所課長級以上			記録漏れについては、基礎番の通知を通知した時から、漏れの期間がでると思いましたが、年金請求のとき、氏名索引等で確認できると思っていました。 すでに受給している受給権者にはどうるすのかとだけ思っていました。	期間が空いているいている場合、難歴を再確認する。 氏名索引を可能な読み方でも検索する。 事業所名について所在地(区，市)事業所名(頭文字)を伝えた。 基礎番の通知が送付されたとき、他の番号がある人に、今回の特別便のような照会を通知していればよかったのでは？
9197	地方庁	その他(社会保険事務所)		解決に集中して取り組めるだけの人員が必要だと思います。	問題を知ったのは現業に配属となった平成19年頃。 過去の年金記録の管理のあまさと年金制度の国民への周知・広報の足りなさが招いた問題だと思います。	電話や窓口対応で時間がかかっても正しい理解をしていただけるよう心がけ対応した。 複雑化した制度について国民の皆様から正しい理解をしてもらえなかったこと、年金の重要性を皆様から認識してもらえなかったことが反省点だと思います。
9198	地方庁	その他(社会保険事務所)		共済組合記録などの全ての年金に関わる記録を統合すること。 紙台帳と現在の記録を全て再確認をすること。 特別便の回答が無い方の回答を頂くこと。等を行っていくべきと思います。	平成17年4月から業務課に配属となり、初めて年金記録を確認するようになった時に存在を知り、年金請求の時点で統合作業を行っていると認識していました。ただし、年金請求前の方は記録に空白があり、お客様には分かりにくいと考えていました。	窓口にて年金手帳を2冊以上お持ちの際は、記録を確認し、資格取得届などの処理を行う際に統合の手続をとれるよう、併せて統合を行うための届を受付していました。
9199	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	人員を増員する。	国、地方自治体、国民のすべてにおいてそれぞれの責任を果たせなかった結果、生じた問題であると認識していました。 国(政府)として、制度周知の徹底不足。 紙台帳管理から機械化への移行時、十分なチェックができていなかったこと。 国民の年金記録を預かる立場の職員の意識の低さ。 国民どころか、地方自治体すら統制を取ることができなかった社会保険庁の権力の弱さ。 地方自治体として、国から委任と事務我を受けて行っている事務であるという意識が低かったのではないか。 国民に一番近い行政の窓口として他の行政への配慮が不足していたのではないか。 企業として年金制度の認識と従業員に対して周知できていたか。特に中途採用者に対しての配慮ができていたのか。 国民個人として、自身の難歴や住所遷歴について忘失している方が多く、解決に向けて進捗が進まないであろうと認識していました。 年金記録問題は、社会保険庁問題となり労働組合と組織の解体へと進むのであろうと漠然と捕らまえていました。 年金記録問題として認識しだしたのは、平成18年頃でした。	国民の目線に立ち、単に難歴や住所遷歴を聞くのではなく、その方の人生を共に振返りながら、その時々での仕事や住まいについて思い出していただくように聞き取り調査にご協力いただくよう努めた。 社会保険行政の届出書に本人署名欄のないものが大半を占めているため、被保険者本人が年金に加入している意識が低くなってしまった感が否めないと思われます。 また、教育にも力を注ぐべきであったと思われます。文部省と協力し、私達が小学生のときに「納税は国民の義務」と教え込まれたように年金についても小さい頃から刷り込ましていかなくてはならなかったと思います。 地方自治体は、国から委任されている事務である意識を高く持ち、国に代わって社会保険行政をしている自覚と責任をもっと持つべきであったと思われます。 また、社会保険庁職員にも多くの問題があったことと思います。 労働組合も権利を主張する陰で、権利を悪用して仕事をしないような職員を見過ごしてきたように思われます。 企業は社会保険事務所から送られてくる広報等で従業員に周知をはかり、また、届出を行ったときには対象の従業員に確認をとらすべきであったと思います。 今回のことで国民が「年金」に関心を持っていただいたことはよかったことだと思います。
9200	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。		採用されてしばらくしてから、基礎年金番号に統合されていない手帳番号があることを知りました。	
9201	地方庁	社会保険事務所長	特にありません	通常業務より年金記録に関する問題を切り離し、別会社等により記録解明に専念する。	・国民一人ひとりの重要な記録であり、早期に解明することが、最優先事項であると認識しています。しかし、過去に氏名や、生年月日を意図的に変えて加入している人もいるということを知って、すべて解明することの困難さも認識しました。 ・平成19年社会保険庁に入庁後問題に関し存在を知りました。	・国民の皆様一人ひとりに、懇切丁寧に協力をお願いしながら、一件でも多く、また、早く解明できるよう対応しています。 ・将来のリスクに対する、想像力が不足していた点。 ・当事者意識が不足していた点。
9202	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	人員を増員し、調査等進めるしかないのではと思います。	以前、年金給付課に在籍していた頃から、記録がもれていた被保険者がいて、その都度調査をしていました。基礎年金番号導入以前の弊害であり、平成9年以降整備していくことで解決していくものと認識していました。 年金記録問題が世間一般に報道されるまで、これだけ大量にあるものとは認識していませんで	記録漏れについて1件、1件難歴、期間などを詳しく聴取し調査していました。 問題点は様々ありますが、国民に対しての制度周知が甘かったのも1つの問題点ではないかと思います。
9203	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	宙に浮いた手番を早急に整理しなければならない。そのためには、本人確認作業が必要であるが、年月が経過しており、「会社名が思い出せない、そのような会社に勤めた記憶がない」等で突合作が困難なケースが多々あります。そのケースをどのように取り扱うかが、年金問題解決に影響してくると思います。 特別便の回答などお客様一人一人の「理解・協力」も大変重要となってきます。現在、社会保険庁は度重なる不祥事、過度なマスコミ報道などでイメージが大変悪くなっています。社会保険庁から届いた郵便物は開かない、開いたとしても提出しないことを聞きます。お客様に「理解・協力」をいただくために、マスコミを利用すればよいと思います。情報番組に社会保険庁職員が毎週出演し、これまでの年金問題の経緯と進捗状況、年金の大切さを説明する。最初は批判的な意見が出るかもしれませんが、毎週、説明することにより、少しずつ理解が得られ年金問題が早期に解決すると思われます。 また、年金の信頼が得られ関心が高まり納付率の向上も期待できます。	宙に浮いた年金番号が存在することは以前から知っていたが、台帳が納付となっているが未納となっている消えた年金が本当に存在することを3年前に知った。自分自身の中では、一人に複数の年金番号を払い出したことが年金記録問題と認識していたが、知らなかったことが次々と判明し消えた年金が本当に存在しているので批判されても仕方がないと思います。	納付したのに未納となっている消えた年金は、台帳管理の時代がほとんどであり、厚年から国年、県内から県内等の大量の事務を手作業による処理に限界があったもの思われます。機械管理ができない時代であり、その当時の管理・事務体制が不十分であったことが原因の一つと考えます。 一人一番号の管理・事務体制の徹底、適正な届出を実施することによって、今後、発生する年金記録問題の防止し、過去の年金記録問題は地道な調査を行い解決していくしかないと思います。
9204	本庁	その他(本庁)	特になし。	時間・人・金を集中して取り組む。	基礎年金番号に登録されていない手番は、主に女性の旧姓のものだと認識していた。	共済の記録のように、年金受給時に統合処理するものと思っていた。
9205	地方庁	社会保険事務所課長級以上	思いあたりません。	国民年金について 申し立ての中で、お客様のお話を聴いていても明らかに納付できない環境であったにもかかわらず(例えば、2年以上遡及しての取得で、時効となった期間については納付書も発行されないにもかかわらず納付したとか。今は納付手段として認められていても、当時は納付の手段としてなかったにもかかわらず、その方法で納付したとか。3号制度ができる前から夫の給料から天引きされたなど。)納したはずとの声が多い。一方で、転出入に絡んで、当時転出先から転入先市町村へ検認報告が無く未納扱いとなっていたケースもあり救済しなければならない人もいる。物的証拠もない人については、状況証拠(制度的に否定できない場合、かつ、前後の納付状況を加味した上で)納付扱い、または、全額免除扱い(国庫負担分給付)としての救済ができないものか。 厚生年金 資格や報酬に絡んでおり、現在の厚生年金特例法を活用していく方法しかないと思います。但し、様々な会社(滞納だけでなく、制度や事務的にも理解不足)といったところはまだまだあり、制度の改正や税務署との連携(源泉徴収税とのリンク)をしないと、今後も発生します。会社任せにしている状況に問題あり。算定基礎届けも事務の簡略のため郵送となって、チェックがかからないことも影響していると思います。一方で、役員一人でも加入できる現制度はいかがなものか。	国民年金 制度的な変遷(事務の見直し等もあり)、もあり人的ミスからくるものはあり得るとの認識はあった。但し、私が年金給付課に所属していたときには、市町村の台帳と納付、免除等の月数を合わせて処理(不一致はなかったと認識している)していた当時は具体的な事例の認識はなかった。当時は、老齢基礎年金担当でもあり、基礎に付随した僅かな厚生年金期間は直接ご本人に難歴確認して裁定しており、問題は無かったと認識している。場合によっては、他事務所、業務センターへ難歴の確認も行なったが、その回答が正しいものとして処理するしか術はなかった。今になって、当時事務所から進達していた記録(担当として直接進達していたことはないが)がこんなにも不完全なものだとは、ただただ驚くばかりです。	個別のお客様に対して、特に若い20～30代の方については、厚生年金加入時には、保険証の取得年月日を確認することや、難歴についてペーパーとして残しておくことを勧めてきました。 (会社の届出が正しいかどうか、個人個人にチェックしていただくため) 社会保険方式で届出義務で成り立っている以上、制度理解不足や無関心による記録の問題は、将来年金受給時に必ず問題になります。現在の定期便をもっと早く行なっていればと感じました。 ただ、基礎年金番号登録時に送付した文書も、回答もせずそのまま持参してくる方もおり、年金に関心を持っていただくことが一番重要ではないかと思います。また郵送物が届かないことも大きな問題と考えています。 年金制度の円滑な業務推進を考えるならば、厚生労働省だけの問題ではなく、適用や保険料算定や徴収の基となる、住民基本台帳、税、法人登記、を管轄する省庁や、文部科学省(学校教育の一環)とも協力程度のものではなく、もっと強制力のある連携を図っていかなくてはならないのではと思います。
9206	地方庁	その他(社会保険事務局)	分りません。	全てを一度に解決していくことは、問題が山積していることから厳しい状況にあると思います。そのため、現時点で解決が即可能なものから、一つづつ丁寧に 早期に解決していくことが大切であると思います。 各県・市町村等にもご協力をいただきながら、記録の突合を効率的に行なっていくことが解決していく方途のひとつと考えます。	記録問題が新聞報道され始めた頃は、現在に至る奥深い問題になっているとは思わなかったです。 時期的には、マスメディアや国会にて一連の年金記録に関する問題を取り上げ始めた頃です。	事務所に在籍している際には、窓口来訪されるお客さまに待ち時間を長時間にさせないように、積極的に対応をしていきました。 また、現在、事務所への支援も積極的に参加してきました。 ただ、現在の問題点として、スケジュール的に早期解決を求めていくことが大事ではありますが、終点ありきでタイトなスケジュールの中で解決していくようにしているため、急ぎの作業となり、正確さは十分必要ですが、急いだあまり、確認漏れや事務処理誤り等が散発しているのかと思います。 そのため、主務係での問題解決策検討ではなく、横断的に検討し、本当にかかるスキーム・スケ
9207	地方庁	その他(社会保険事務局)	その他に何かあるかどうか、私にはわかりません。 個人的には出尽くしたのではないかと思っています。 昔の処理で何かといわれても、在籍していなかった当時のことはわかりません。	現時点では、1件1件の問題に対して丁寧に対応し、お客様の協力を得ながら、対応していくこと以外解決への道はないと思います。 時間がかかっても丁寧に対応する姿勢が必要だと思います。 無理なスケジュールで行えば、誤りの発生や解決するものもしなくなる虞があります。 速やかな解決が必要ですが、速やかに出来るところは、人員やシステム化をはかりよりスピードアップし、丁寧に対応すべきところは多少の時間を掛けても対応することも必要だと思います。 今後発生させない仕組みも必要だと思います。 これには、行政側のみの対応だけではなく、お客様側の対応も必要となりますので、年金への意識が高まっている現在、積極的に広報を行うことで、相乗効果が期待できると思います。	統合されていない番号があるのは、基礎年金番号発足時からあることは認識しておりましたが、当時は加入手続き時や裁定時までに統合を行えばよいと言われていたので、時間を掛けて統合していけばよいと思っていました。 このことが問題と認識したのは、報道されてからです。	年金記録問題顕在化する以前は加入手続き時等、お客様から相談があった際に記録を調べて、他の番号が判明すれば、確認して統合していました。ただ、相手からほかに記録があるのではないかと問われてから調べてたので、積極的とは言えなかったかも知れません。 オンライン記録の不備についても、お客様からの記録確認時に不備が判明した場合にマイクロから記録を登録するという対応でした。 問題顕在化以降はお客様対応時に空白の加入期間があれば、勤務先や国民年金の加入を聴取し、調べるよう心掛けるようにしました。 顕在化前は自分から積極的に記録が漏れてるのではないかと問うこともしなかったのは反省点になるかもしれません。 ただ、ここまでオンライン記録が不備になっているという認識もなかったのも事実です。そのところを知っていれば多少は違ったのかもしれません。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9208	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	とくべつ便の回答で、訂正がある方に記録が判明する方向へ調査し、配偶者があれば、同時に訂正あるなしにかかわらず、記録確認をすることを徹底する。年金相談で来所したときも、記録確認をする。	年金記録問題が持ち上がった頃から社会保険事務所で勤務するようになりました。国民一人一人の記録が、国民の一生のことと重く認識しました。	お客様の記録が判明し、年金の受給へつなげていけるように努めています。記録で問題になり、国民が関心を持ち続けて他人事と思わずにいてほしいです。記録を管理するにあたり、一回の確認に終わらず、再確認をすることを徹底する。
9209	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	社会保険庁が保有している記録と会社が保管している個人の記録を突合したり、住所履歴や氏名変更履歴を区市町村に確認するなど、社会保険庁と各個人の記憶だけで判断するのではなく、各関係機関から協力を得なければならないと思います。	基礎年金番号に未登録の年金番号がたくさんあり、年金手帳などを紛失されていたり、勤務先から年金手帳をもらっていなかったり、本人と特定する作業は大変ではあるが、お客様のご協力を得ながら、登録していかなければならないと思っています。 年金給付業務に携わるようになってから、年金記録問題が存在することを知りました。	年金の受給権や年金額に大きく影響するため、本人と特定する作業は慎重に行なっていました。 (反省点) 基礎年金番号導入前は、各制度ごとに年金番号が1つ払い出されるはずなのに、同一人に対して、いくつも年金番号が払い出されている。 基礎年金番号導入時に、他の年金番号をお持ちの方に返信用ハガキにて回答していただくことになっていたが、未回答の方に対する事後フォローが足り無かった。
9210	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	「特別便」、「定期便」を発送して、国民の皆様の協力を得るという方向で動き始めている以上、今ほかの方策をとると余計に混乱が生じると思います。 最終的には、ご本人様から職歴確認をしないとご本人様の記録とは確定できないのですから、国民の皆様の協力を得る(お届けをしてもらう)しかないと思います。	それぞれの年金制度の始まり方、制度設立当時のPRの方法、制度運用の仕方等、いろいろな要素が含まれた問題だと思います。 オンラインシステム導入時や基礎年金番号導入時に、すべての記録がデータ化されてオンラインで確認できると思っていたので、表面化してはじめて知りました。	「特別便」によって窓口に来所される方のお話しをとにかく聞くこと、お聞きになりたい内容についてわかりやすい説明をすることを心がけました。 基礎年金番号導入時にもっとわかりやすいPRを行い、国民の皆様のご協力をいただく必要があったのではと思います。 「特別便」発送前に、紙台帳記録のデータベース化を行うべきであったと思います。
9211	地方庁	その他(社会保険事務所)		時間はかかるとは思いますが、一件一件丁寧に年金記録の調査等をしていかなければいけないと思います。	これまでも、制度上、手帳が複数発行されていたり、偽名や年齢さば読み等で年金記録がもれているケースはあると思っていましたが、これほど多くの年金記録が宙に浮いていたとは、マスコミ報道があるまで知りませんでした。また、基礎年金番号発足時、基礎年金番号と手帳の記号番号の未統合がかなりの件数で発生するとは思っていました。 年金記録については、国民の皆様の不安を解消するためにも、国できちんと把握していなければならないと認識し、特に問題発覚後は、通常業務以上に力をいれて丁寧に処理してきました。	いち早く解決しなければ・・・という思いも持ちつつ、最終的には、お客様個人の記録を正確に管理することを考え、一件一件丁寧に対応してきました。 反省点 基礎年金番号発足時、基礎年金番号と手帳の記号番号の未統合が発生することは予測できていたと思うので、その後の対応・指示がおろそかだったと思います。 私の採用当時は、年金記録は最終的には年金請求時に整理できるから・・・と聞いていましたが、年月を過ぎてしまうと記憶も薄れてしまうので、記録が判明した時点で、一本化する必要があったのではないかと思います。 それに加え、国のPR不足なのか、私も含め国民の皆様の年金に対する意識も低かったように思います。
9212	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		船員保険記録を数年担当していますが、昭和15年制度創設以降、戦争混乱期を経て紙台帳管理から機械管理とし、基礎年金番号創設以降も大幅に記録整理を行ったなど長年の経過があり、仕組みがかなり煩雑化しています。 記録問題で書類が溢れ、人員(体制)を増員したものの、その煩雑な仕組みを理解しないまま処理を行い、逆に混乱している状況がみられます。 「仕組みを理解できていない」自覚がなく事務処理を進める職員もいるため、 (何度説明しても理解が困難な職員が、書類に対応しなければならない現状にあります) 基本的な事務処理の理解を徹底すること、取り扱いの全国周知を徹底するこがあらためて必要だと強く思います。 ※「仕組みが煩雑」ではありますが、通常は理解するに厳しいわけではありません。	長年携わっている船員保険については、被保険者記録自体が短期間(短期乗船勤務)であるものが多いことや、長年の煩雑な記録管理状況から、記録問題発生以前の一般的な記録確認のタイミング(60歳年金申請時または58歳事前記録確認時においても)では、お客様に若年の頃からの職歴を確認いただくにあたり確認不可能なケースもそれなりに出てくるのでは、という認識はありました。	ご本人と思われる記録がある場合は、お客様と直接職歴確認を行う事務所等にできるだけ詳細にお伝えするよう行っていました。 現時点で見るとしても、その時代(時期)に機械的にどれだけの実なる管理が出来たものだろうか、現時点(時代)の機械的な環境があるから今解決に向っている状況なのか、非常に難しいと考えます。 (もちろん「機械的な環境」だけでは理由にならない事も反省点としてあると思います)
9213	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		記録の統合は本人による確認が必須なので、今まで行ってきたように、記録統合の可能性のある方にお手紙を送る方法しかないと思います。	年金記録問題が明るみになる前は、単なる裁定請求時の確認漏れで、全国でこれほどの件数があるとは想像していませんでした。また、新聞で報道されて初めてこの問題を認識しました。	現在は、膨大な数の再裁定に絡む業務を行っています。 現時点で考えた反省点は、紙台帳の記録のデータベース化及び、基礎年金番号への切り替え時に徹底して記録の不備を追及しておけば、これほどの記録漏れが存在することはなかったか
9214	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	同一人に対する同一記録別手番が多数存在している。	重複している手番の洗い出し及び整備が必要。	記録不備のものは業務を行っていく中でいろいろ出くわしていたが、個別的なものであるとの認識で対応していた。	そのほとんどが課内どまりとなり、組織全体の問題として集約されていかなかったと思われることから、対策を行う部署を明確にし、迅速な報告と対応を行っていくべきと実感している。
9215	地方庁	その他(社会保険事務所)		専門職を多数用意し、解決に当たる。それしかないのではないでしょうか。	調査する記録の数が膨大で驚いた。 現厚生労働大臣の長妻衆議院議員の国会発言より。	問題解決に向けて協力させてもらった。 過去の記録の管理の仕方に相当問題があると思います。
9216	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	大量の人員を投入し、手作業にて処理するしかないと思います。 システム対応は時間がかかりすぎるし、当てにしていません。	現場で分かっていたのは、厚生年金記録の氏名の登録誤りが多い、氏名が登録されていない記録があることは知っていました。 このことを知ったのは、平成15年頃です。	払出簿を元に厚生年金記録の氏名、生年月日等の補正を行えばいいのではないかと考えましたが、個人で動くにはあまりにも量が多すぎ、時間もありませんでした。 基礎年金番号を導入した当時、統合されていない記録があることは、本省、本庁、地方の誰もが知っていたはずです。年金の裁定請求までに記録を整備すればいいとゆう雰囲気が組織全体にあったと思います。 もう少し早く記録整備、システム開発に取り組むべきだったと思います。
9217	地方庁	その他(社会保険事務局)	新聞等で報道された問題の他は特にありません。	これまで取り組んできた地道な照合作業により集中的に人員を投入するといった基本方針を今後も忠実に実行することだと考えます。その上で、配偶者、事業主、同僚、市町村等の記録や証言、あるいは自身の前後の記録等を総合的に勘案し、必要に応じて救済を行うことも重要だと思います。	年金制度の主要な給付である老齢給付を一つ考えてみても、原則として加入年数が25年以上である等、長期間の加入と一生涯に及ぶ給付というのが我が国における社会保障政策の一つのパターンであるため、一時金の給付等とは全く異なり、未加入者の適用促進や、適用する際、あるいはその後の報酬に関する各種届の確認書類など審査基準のあり方によっては、実態とは異なる年金記録が保存され、それに伴う給付が行われることにもつながると考えたため、対象者の年齢にかかわらず重要な問題であると認識していました。 これらの記録問題については、新聞等の報道により知りました。	各種届の審査や事業所に対する実態調査等をより厳格に行うことを心がけました。この問題について事業主や被保険者等と連携してより高いレベルで問題意識を共有していれば防ぐことができた事象もあったのではないかと反省しています。
9218	本庁	その他(本庁)				
9219	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金請求時に、すべての年金記録が判明するものと認識していた。 年金給付課の担当となった昭和63年頃、再裁定業務があり、年金記録のもれがあることを知った。	窓口での年金相談時、また年金請求時に被保険者の職歴と当所の記録を照合し、年金加入期間のもれがないかを、十分、確認した。 厚生年金制度発足時から、基礎年金番号があれば、年金記録問題はなかった。
9220	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	特にありません。	平成9年に基礎年金番号がスタートした時点において、番号を一本化する取組みが十分にできるのか、また、その広報が十分にできるのか、心配であった。被保険者からの反応(回答)は期待するほどでなかった。	当時、国民年金を担当していたが、各市町村への協力依頼および各市町村の国民年金推進協議会研修会において周知に努めた。 しかしながら、圧倒的に広報活動が不足していたため、国民の関心は低調であった。
9221	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成19年秋ごろにしりました。 年金記録のもれによる、年金の支払いもれと認識していまして。	お客様の立場にたった対応をし、支払いについて、関係各課に連絡をとり、早急に支払いできるよう対応してきました。 しかし、年金記録がみつかるまでにもかなりの時間がかかり、(氏名、生年月日等の登録あやまりなど)また記録が判明した後も、再度裁定内容の確認(4種期間や、配偶者関係、選択関係、受給権など)にかなりの時間がかかったり、旧法など受給権がなかったり、と問題があるとおもいます。 期間調査、年金給付の経験のある職員をもっと増やす必要があるとおもいます。
9222	地方庁	その他(社会保険事務所)	現在、判明しているもの以外で知っているものはありません。	年金記録問題は、年金の記録を正確にすることが目的なので、人員不足のまま短い期限で解決しようとして雑に行うのではなく、きちんとした体制を作り丁寧に記録を整理していくようにした方がよいと思います。	自分自身がこのような問題を起こすようないい加減な仕事をしてきたとは思わないが、組織の一員として国民のために全力で取り組んでいかなければならない問題と認識しています。 問題が存在することを知ったのは、報道などがされてからです。	自分のできる範囲でだが全力で対応しました。 問題に対する反省点としては、年金の記録は一時的なものではなく一人一人の人生に関わる大事なものだとの認識がたりなかったことだと思います。
9223	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	①過去に火事により紙台帳を消失している、ある事務所では、厚生年金保険の期間照会の調査をする術がなく、事業所の適用期間内(適用事業所管理簿は存在)であれば、お客様からお申出のあった期間のほぼ全てを厚生年金保険の加入期間として、認めていると聞いたことがあります。 業務センターにはバックアップの紙台帳があると思いますが、ダンボールに箱詰めされたまま整理されておらず、確認不能とのことでした。(現在は整理されているようですが。) お客様に不利益を与えることはないにしても、国が責任を持って管理しなければならないはずの年金記録の管理がそれで良いのかと疑問に思った次第です。 ②平成19年度に氏名収録作業を行いましたが、その際に年金番号払出簿の氏名と先頭資格記録の氏名が相違する場合は、手番取消し処理を行うように指示され、かなりの数の手番の取消しを行いました。 一旦手番を取消すと、オンライン上で検索する手がかりが一切なくなるので、調査に支障をきたさないか不安を覚えつつ処理した経過がありますが、それらの記録がその後どう整理されたかが、大変気になっております。 何らかの事務連絡等が入っているかもれ知れませんが、事業課ベースのことであるため、把握できていません。 ただ、地方でその後の追跡作業を行うよう指示された経過はないようですので、業務センターで一括して収録作業を行われたのでしょうか。	①現在は、旧台帳の調査も行われており、業務センターの紙台帳は全て整理され、順次、オンライン上に収録されているものと思いますので、収録が完了すれば解決だと思いますが、そういう事実が世間に知られた場合に、国民の皆さまの年金不信が増大するものと懸念します。 ②取消した記録が、調査のうえ、全て収録されていれば、問題ないと思います。	年金制度の発足当時は、コンピューターも普及しておらず、紙による管理が当然のことだったと思いますので、年金記録を管理するスパンを半世紀以上と想定し、その間に起こり得るあらゆるリスクを考慮して管理体制を構築すべきであったと思います。 平成10年に厚生年金の期間照会の調査を担当した時に問題を認識しましたが、これほどずさんな管理だったことは、平成19年以降に知りました。	お客様からお申出のなかった期間についても、調査の過程で判明した期間について、ご本人のものである可能性があれば、こちらからご連絡し、確定している期間をひとつひとつご確認いただきながら、遡まわしに空いている期間の勤務について思い出していただき、判明に繋げていくようにしておりました。 最大の反省点は、窓口において年金相談を行うときに、『本人が申出をした期間のみを本人の記録とする』という、当時の社会保険庁の姿勢であると思います。お客様が年金手帳をなくし、勤務した会社名を覚えていなければ、保険料を払っていても、年金に反映しないということが当然想定されるのに、記録管理の責任をお客様に転嫁した考え方であったと思います。 お客様が、仮に記憶喪失になられたとしても、保険料をいただいている社会保険庁が責任を持って加入期間をお知らせできるような管理体制を構築すべきであったと思います。
9224	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	革新的な方策はなく、地道に記録を整備していくしかないと思われます。ただ、保存している記録どおりだと、記録に反映していない方々から納得されないので現在の第三者委員会の方式での救済でよいと思われる。 また、申し出した期間を幅広く認定してしまうことは、通常どおり支払っていた人からコンセンサスを得ることができず、言ったら認められるのかという不信感を与えることになり兼ねないと思われます。 やはり、記録の整備をし続け、その中で積み重ねた過去の事例を参考としたケースを整理し、当てはめていく方法が、通常記録者と申し出者とのバランスが取れる方法と思われる。	いわゆる年金記録問題として世間を騒がしてから入った者として、率直に感じた事を一言で表すと"誤解"という言葉になります。 その理由は正確な情報を伝えず、危機感ばかりを煽る報道と、またその不正確かつ論点がズレた報道に庁や政府が応対できず、説明が不足したことです。 つまり報道する側の姿勢の悪さと、それを正すことのできない庁や政府の双方に巻き込まれ、多くの受給者や被保険者に不安感を与えた問題だと認識しています。	まず念頭に置いたのが、正確な情報を伝えることで、特に年金得別便の窓口では、根拠のない情報で勘違いされておられる方がよくおられ、冷静な応対と正確さを重視しました。 この問題の反省点として1つあげれば、応対が後手に回った感がいなめないことです。年金得別便にしても、当初窓口では会社名は伏せるとの庁からの指示、報道されてから翌すという、不信感を煽る典型的な朝令暮改、また特別便の中身が非常にわかりにくいという多くの苦情などからわかるように、多くの方々に問題解決に真剣に取り組んでいるかと疑わせてしまう危機管理不足があるのではないかと思われます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9225	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		状況については、マスコミ報道で知りました。 全員の記録回復が早期に解決しなければならないと考えました。	年金記録問題では、特別便、定期便はもちろん、特に第三者委員会の担当をしていますので、誠意を持って迅速な対応に心がけています。 常日頃からの正確な得喪・報酬の審査、管理の積み重ねが大切だと考えています。
9226	本庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			年金手帳の記号番号を2つ以上持っている方が多いのは採用されてすぐに知りました。ただ、以前に勤務していたことが知られたくない、前の手帳を引越しの時にどこかに紛れたなど、ご本人の都合によって発生し、重複取消届をされていない、だらしないご本人に責任があると考えていて、こんな問題になるとは考えませんでした。	基礎年金番号導入前に重複取消など記録をご本人に確認すべきであったと思います。
9227	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に、思い当たることはない。	基礎年金番号及び基礎年金番号に統合されていない厚生年金手帳番号に収録されている記録において、事業所記号の表示がない記録(特に、昭和32年以前等の記録)をすべて表示する。 (事業所記号が重複して払い出していることもあるため、記号からの事業所名の検索は工夫が必要になるとは思う)	被保険者本人が、厚生年金に加入したにもかかわらず、被保険者加入期間が確認できないことは、年金受給の手続きがスムーズにいかない。 また、被保険者においても、厚生年金加入時に新規加入で厚生年金年金手帳番号の払い出しを受ける人がいることも問題があると思う。 被保険者一人で、年金手帳番号を複数持参し重複取消の処理を行ったときに、手帳を持参していなかったら本人は厚生年金に加入した期間をすべて記憶があるかと思った。	特に、対応していない。 年金制度において、厚生年金及び国民年金が別々に番号・記録の管理を行っていたからである。厚生年金においては、生年月日及び氏名の相違もあるため、今後の課題になってくる。
9228	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		現場においては、幅広い知識を有する者が退職等により減少している。経験値にたよる部分も多いことから、今後とも専門知識の習得及び情報の共有化をいかに図っていくのかという部分を整理する必要があると考える。	平成19年	本庁の支持及び円滑な事務処理が行えるよう取り組んだ
9229	地方庁	その他(社会保険事務所)	新法では納付月数で年金額が計算されているが、旧法国民年金の老齢年金では加入した月数と納付した月数で年金額の計算をする場合もあり、未加入期間やカラ期間など整理すると年金額に変更に生じる場合があるが、カラ期間なのか未加入なのか確認がとれないため、ほとんど整理されていない。 例 厚生年金10月30日喪失国民年金11月1日取得 10月30日が届出ミスなのかカラ期間なのか不明 10月を未納とすると年金額がさがる。 なお現在、未納期間となっているが、カラ期間であった場合は年金額は増えることとなる	未納・未加入期間を有する全対象者にカラ期間か確認し、登録できるシステムに変更するなど	消えた年金や宙に浮いた年金は、年金請求時に本人の申し出で訂正するものだと認識していました。 知った時期 のぞき見テレビの報道 宙に浮いた年金基礎番号導入時 消えた年金採用直後	請求時に本人より記録を確認してもらいました。 また裁定時に氏名索引をして本人に確認していました。 本人が覚えていないと解答されたときは、別人の可能性もあるので、とりあえず今の記録で決定するので、思い出したら申し出てくださいと伝えていました。
9230	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	地道に一つずつやるしかない	大変重要な問題であると認識していた。 3年前新聞報道にて知りました。	一つずつの案件に関して、誠実に対応し、努力する。
9231	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録は年金受給時に整理されると認識しており、平成19.年1月までは、問題になるようなこととは、認識していなかった。	視野を広げて年金記録を調査し、不明な点があれば、調べ、自分自身のみの判断ではなく、何人かの職員に確かめ、早く記録をみつけるよう対処している。また、一日でも早く年金を受給できるよう迅速に記録を整備している。 年金受給時に記録が整理されればいいと思っていたが、人の記憶は薄れていくものであるので、その都度対応すべきであったと思う。
9232	地方庁	その他(社会保険事務局)	・特になし。	・未統合記録についての最終確認は本人に聞く以外に確認の手段はないことから、特別便の早期回収に努めるための方策を具体的に考える必要があると考えます。	・平成9年1月に基礎年金番号が導入されて以降、過去の年金記録を基礎年金番号に統合するため名寄せ処理が行われた結果、複数の年金番号を持つと思われる者に順次照会を行い、回答を受け基礎年金番号への統合処理は順調に進められているものと認識しておりました。 ・平成19年5月以降の国会及びマスコミ等で公表されたことから、統合されていない記録が多数存在していることを知りました。	・窓口での対応としては、本人と接する数少ない機会であることから、年金加入時から現在までの履歴の確認を行い、未統合記録が発生しないよう努めました。 ・正確な年金記録を保持する責任があるところ、年金保険料の納付の有無や職歴等は本人が一番よく知っているはずとの思いが、結果的に記録を正確に保持する責任を国民側に転嫁する形となってしまったことが反省点と考えられます。
9233	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にわかりません。	退職者の協力を求めて取り組む。	マスコミ報道でオンラインに反映されていない記録があると知りました。コンピューターの中に入っていない記録があるとは思いつきませんでした。年金に対する不信の種なので早急に解決すべき問題だと思います。	チェック体制不足が反省する点と思います。
9234	地方庁	その他(社会保険事務局)	とくにありません。	年金記録の調査専門チーム(厚生年金・国民年金)を各県に一つ以上置き、その人員も十分に確保し、記録照会回答関連業務に取り組む事が大切とかんがえます。また、調査のノウ・ハウ研修等資料配布なども必要。マイクロフイルムも画像が不明瞭なものも多い為、統台帳も配置し調査に使用する。また、適用事業所名簿(早見表)・原票をW・M等で閲覧できるシステムを取り入れる。基本的な事ではあるが重要。 これまで蔑ろに扱われていた隠蓉せが一気にやって来たと感じる。数年かかると覚悟して優先的に取り組んでいくべきです。システムを考えてほしいと思います。 三共済・農林共済記録については、業務センターのみで所管するのでなく、オンラインに載せることを考えられないか等を考察してみる。 他共済組合については記録の情報交換・入手についてを迅速にできないのか？このことも重要。 すべての職員が解決にむけて協力・努力をおしまない心構えが必要と考えます。	昭和55年に採用されて以来、船員保険・健保・厚年・国年に従事してきて一貫して思う事は、被保険者記録として扱う意識が組織的に低いと思います。 保険証作成・保険料徴収が最重要な感覚でした。そのため、記録照会調査回答業務は日常業務の合い間あいまで行なう種類の業務でした。しかも、社保ごとに取り扱いがちがい、担当課もまちまちでした。つまり、好まれない業務という印象がありました。上部の認識が低いとおもいました。 平成16年度に移るころに記録の業務外閲覧問題発覚し、それ以来、年記録問題が大きく報道されるようになり、国民の意識が急に高まり、自分の記録について不安を抱きだした。窓口業務は大変な状況になりました。年金特別便が開始になり、ますます大変になりましたが、このようなかでも記録調査回答の人員見直しは無く、調査はあとまわしがちでした。回答が来ないという苦情が 表面化しだし、やっと、組織全体としての取り組みが、上部から地方に来たようです。一担当者のいままで年金の記録は年金手帳番号で本人が管理している。番号を紛失していれば本人が申請しないと調査しない者と思っていた。 特別便が平成19年に発行され、本人に自分の年金記録を確認してもらい莫大な量の年金記録確認が始まったわけだが、実際に年金記録を確認してみると、統合してない記録や資格記録の不備が沢山ある。 記録問題を解決するにはまだまだ時間がかかる。	自分の事と思い調査する。時間が掛かる場合もあるが、細かくしらべる。ベテランにアドバイスをもらう。すこしでも量を多く捌く。という事をこころがけました。お客様を第一に思い仕事をしてきました。 反省点としては,時代のせいか？、オンライン化に遅れた？労働組合との絡みもあったはずとおもいますので。しかし、やはり、記録に対する意識の低さが挙げられると考えます。
9235	地方庁	その他(社会保険事務所)	・年金番号を照会するとカセットが開いていない者がたくさんある。その人たちは年金を請求していない。 ・手書きの台帳をオンラインに切り替える時入力間違いが多く見られる。また、フリガナを入力するときに音読みでいれている。 ・国民年金の記録は住所がない。マイクロもない。払出簿にも記載がない物が多い。	カセットを全て開いて、不備記録なども整備して一件づつ地道に処理する。 特別便みたいに全国一斉にやったとしても体制もやり方も無理がある。何度も同じような通知を本人に出してしまう。	照会の件数が日に日に増加して未処理件数が増える中、平常業務をしつつ時間外や休日出勤で件数をこなしてきたが、お客様との苦情やトラブルも年金記録問題で注目を浴びる中増えたためなかなか進まなかった。 職員の中には体を壊し病休や休職者がふえ、退職する人も出てきた。 現在もなかなか処理が進まないがスタッフの体調を気遣いながらチームワークでなんとかやっている。 いまさら言ってもしょうがないがお客様の年金を預かっているという意識が当時欠落した、さらに40年の年金記録を紙台帳で管理するのは無理だし切り替えるときの正確性が欠けていた。 本人が自分で年金記録を確認するために、特別便みたいな記録を定期的に送るべきだった。 今後はお客様目線に立ち年金保険を預かっているという意識で仕事をしていく。
9236	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般という観点からすると、平成9年の基礎年金番号導入時の通知書に、他手番のある方は～回答下さいというような形で、解決に向けた方策が図られた時期もありましたが、当時、一般に年金制度に関する関心が薄かったこと・国としての問題意識の欠如もあり、広く周知がなされなかったこと等により、問題解決の糸口を自ら閉ざしてしまったことが一因にあると思います。あの時、政府を挙げてもっとこの問題の重大さを認識し、真剣に取り組んでいれば、ここまで問題が大きくなることは無かったと考えます。	紙台帳記録のオンライン上での検索を可能にするなどの方策はある意味有効。2年間で集中的に記録問題に取り組むという政府の決定は尊重されるべきと思いますが、それにはマンパワー・現場での対応が、国民目線からも最重要です。現行では、特別便等は庁への回答を基本としていますが、庁で判断のつかないものは全て、現場に回送されてきます。その回送までの時間にも相当の期間を有しており、現場に回ってくるものはその殆どが要調査となれば、回答までに同様に相当の期間を必要とすることとなり、国民の皆様からすれば、庁に回答票を送った時期を基準にみれるのは当然であり、庁から現場へという事務処理の流れの説明もなされていません。となれば、回答にどれだけの時間を要しているのかという、国民の苦情・意見となり、現場に責任があるという結論に至るのは必然。庁は紙台帳のオンライン上での検索を可能とするシステムの構築・訂正の必要のないものに対する処理を急務とし、訂正あり・庁での対応が不可能と判断されるものは、早急に現場へ回送することが必要。庁に人員を割く現行のやり方では、現場に相当期間経過後に回送されてくる大量の要調査事案に早急に対応するのは、実質不可能。それでも期限を区切り、回答までの期間を大幅に短縮せよとの命であれば、現行の現場での人員では到底不足。本気で記録問題を解決する気構えが、現政権にあるのでしたら、現場に人員を手厚く配置し、記録問題解決に向け、もっと真剣に取り組むべき。ただし、何でも委託業務とするのは反対。オンライン化の際、委託パンチにより、メチャクチャになった事実を忘れてはいけない。全ての職を認めた上で、真に記録問題に向き合うべきは庁職員。責任を取るのも庁職員・政府であることを自覚した上での集中取り組みであれば、機構に採用される職員(もちろん自分も)は真摯に取り組むはず。現政権に期待反面、自民党時代と同じ轍を踏みはしないかと危惧もしています。私	まず、制度発足時のあり方に疑問。なぜ、厚年・国年・船保と相違する番号で管理することとなったのか。そして、制度によって、個人の住所を登録項目として必須要件としなかったのは何故か？組合との協定か何か、根本は知りませんが、私には理解不能です。制度発足時から、一人一番号としていれば今般のような大きな問題とはならなかったはず。今更、言っても仕方ないと思われるかもしれませんが、一例を挙げれば、新規資格取得入力の際、疑重複手番があった時、昔から警告メッセージが表示されましたよね？そんなシステムを構築する経費があったのなら、当初から基礎年金番号制をとっていれば、こんなことにはならなかったという思いは今でも強く感じています。覚書・協定がどうでなく、当時から国民目線で物事を考える視点が不足していたと思う。	いずれ、こうなることは予測がついたはず。私が業務にいた頃は、新規資格取得の際、警告メッセージが表示された場合は一旦、会社を通して本人に確認してもらい、その手番が本人のものと断定できれば、重複付番とならないよう事務処理を行ってきました。しかし、それも人によりけりです。処理を急ぐあまり・いずれ裁定請求の際に確認すればと安易な考えのもとそのまま、新規に付番処理をしていた人も中にはあるはず。また、会社に確認しても・個人にしても、意識の薄さ・広報不足から、思うように処理できず、保険証の発行が優先され結果、重複付番となった方も多数いるはず。また、中には、偽名・偽生年月日を用い取得していた方も少なからず存在していました。それは、各個人の事情・企業の雇用年齢制限も一端と思われますが、実際にそういう方もいたのです。本人が当時のことを覚えていれば、記録の回復に繋がりますが、本人が忘れてしまっていれば、いくら探してもその記録は見つかりません。それは不明手番として残ってしまいます。この問題は、実は、何十年も前から庁・政府とも把握されていたのではないでしょうか？だからこそ、平成9年に念願基礎年金番号制度を導入したのではないでしょうか？内部で仕事をしていながら、そのような疑念は感じていました。だからこそ、今になって大きな問題(国民の意識の高まりもあって)としてクローズアップされているのではないかと思わずにはいられません。いずれ、現にこの仕事に携わる者として、いくら事実を並べても国民の皆様からすれば言い訳にしか映らないのも事実です。この何十年にも及ぶ膿を完全に吐き出し、真に信頼される組織として、政府・現場一丸となり問題を解決することは必然と思います。そのために、出来る方策は全てとり、一刻も早く信頼される組織として生まれ変わるために、必要なことは何でも実行していくつもりです。そのためには、現大臣には期待しています。もちろん、自分自身を戒めて、これからも真摯
9237	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現場は精一杯対応していますので、このままの方向でいいかと思われます。	長期保管する文書、記録について電算もなく、管理ができなかった歴史的な問題であることと、その当時の名簿をデータ化する際の問題であると認識していました。 問題が国会、マスコミ等で取り上げられたことにより知りました。	とにかく5000万件の特定のみに現場でできる限り対応しようと考えました。 長期保管する文書、記録について電算移行の際にきちんと対応していればよかったと思います。問題が起こった時点では、対応には長時間要するのは分かっていたので、二度も通知(特別便、定期便)を送らず、きちっと整理したうえで、国民の皆様に、一度で確認、手続きが完了するよう工夫すべきであったと思います。
9238	地方庁	その他(社会保険事務所)	知られていない問題があるかわからない、ただオンライン上に表示されていないものがあれば、年齢、生死にかかわらず、いつでも窓口にお客さんに表示できる ものでないと問題があるとおもう。	基礎年金番号に登録されていない不明記録は、すべて氏名、生年月日。 住所を、自治体の住基ネットとかを活用し調べる。	基礎年金番号制度ができて、ほんとうにすべて統合されるかと言う疑問はあった。また、いまでこそ記録問題といわれているが、旧法の年金制度のうえで、一年未満の厚生年金記録について、老齢年金を受給したかたは、厚生年金は 受給できないものとして、取り残された部分があるのではないか？問題として存在は国会、マスコミなどで出てから。	現在給付される方は、すべて統合するように対応している。このような状態をまねいたものは、人的なミスもあると思われるが、法律上、年金制度をつぎはぎ的に難しくした部分、旧法による給付、新法による給付が混在すること、年金加入が任意なものから、強制加入になるまで、十分な対応ができなかったこと、 厚生年金記録に住所が登録できないなどオンラインシステム上の不備、また、被保険者の所在把握などにおいて、届出がおこなわれなかったもの、自治体に 適正に住所移転がおこなわれなかつたものなど、複合的な問題が重なっていると考えられる。
9239	地方庁	その他(社会保険事務所)				
9240	地方庁	社会保険事務所課長級以上	別にありません。		自分の知らなかつ事実が、次から次へと明らかになることで、年金記録のあまりのにもズサンな管理に驚きました。平成17・18年であったと思います。	お客様に対しては、まずは謝罪行い、その上で丁寧な説明を行うとともに、ご理解をお願いし、記録回復確認のための業務を行った。二度とこのような問題がおきないよう、責任の所在を明らかにした体制造りが必要と考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9241	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		基礎年金番号に未統合の番号があるという認識でした。 平成9年の基礎年金番号導入時から、未統合番号の問題は知っていましたが、年金請求時にはそのような番号は本人確認のうえ、すべて統合されていると思っていました。 年金記録問題が出たときに、年金受給者でも未統合の番号がかなりあると知って驚きました。	当時は年金請求時に氏名で記録を検索して、本人にしっかり確認をとれれば大丈夫と思ってました。 ただし、本人すら記憶にない記録で氏名・生年月日が相違していた記録もあるので、もっと早くから社会保険庁全体の取り組みで名寄せをすべきだったと思います。
9242	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		平成9年、基礎年金番号制度が導入され、他の手帳番号を登録、一本化にむけた整備が始まりました。それまでには、届出・登録の無かった被保険者の住所も管理することとなりました。 一本化に向けた作業は、加入者各々による年金手帳の管理、また記憶等による加入履歴(職歴)が必要不可欠でした。 厚生年金(船員)保険に関しては、個人の住所登録がされていなかった為、検索により同姓同名の記録があっても事業所名称等、職種に関する申し出が無ければ、相談者本人の記録と断定出来ませんでした。 なかには、氏名・生年月日を偽って加入していた方、転職の都度、番号払い出しを受けていた方もあり、更に困難をきたしました。 制度別に番号が管理されていたこと、国民全体の年金制度に対する関心の低さが、個人を特定出来ない番号を生む結果になったと考えます。	年金相談窓口対応の際、加入歴の確認は必ず行います。 ただ相談者も年齢を重ね、相当年数経過してくると記憶が薄れるのも現実です。当時の年齢・家族状況・勤務地・業種・同僚者等、様々な背景と照らしながら、職歴につながる答えを導き、加入された記録に基づいた年金が正しく受けられる様、対応しましたし、現在においても同様です。 個人レベルの反省点ではありませんが、機械管理される以前は紙台帳によるものであり、番号も一本化されず、個々による年金手帳管理も完璧ではないとなると、もれの無い状態は難しかったと思います。 時代の流れとともに、現在は管理体制が確立されつつありますが、希望としては、共済組合情報も正確・迅速に欲しいと思います。昭和61年の法改正により、共済組合年金も密接なものであり、全ての加入状況を把握出来てこそ、正しく対応が行えると考えます。
9243	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	とにかく現存する記録に基づき確認作業を行うしか方法はない。 しかしながら、すべてが確認できるわけではない中、確認できない本人の申立もできるだけ救済するとの方向があるように感じるが、本人あるいは勤務した事業所に起因する損害あるいは国民年金保険料の未納問題は詐欺、横領に相当する犯罪であると考えれば、必ずしも個人の犯罪の被害者が必ずしも救済されていないという面もあるので、節度が必要と思われる。(「正直者が馬鹿を見た」との結果になる懸念がある。)	就職する前(20年1月前)は、マスコミの過大な報道ではとの思いもありましたが、勤務している中で、一部の不心得者により発生した問題だけではないことを聞きました。 同一の県内の社会保険事務所で20年、30年勤務するので、職員はとんど顔見知りで、分からないことは懇意な先輩・上司にTELなどで気軽に聞け、また、ほぼ自動的に昇給していくため、自己啓発の意欲が低く、仕事中の緊張感もあまり感じられない(「効率的に仕事をするには」との工夫が感じられない)。 そのような中で、発生した問題のように思います。	企業年金にかかわる仕事に従事していたので、少しでもお手伝いできればとの思いで就職しました。勤務期間も限られていましたので、担当した業務を責任を持って、正確かつ迅速に行うことを主眼に、機会があれば自分の経験からの意見を言う程度に止めていました。 健保・厚年適用審査を担当した約1年半経験から感想を書かせてもらいます。 ①仕事場に必要な通知、マニュアルが整備されていない(直近かどうか不明、事務所に何がそろっているか不明など)。疑問や確認が必要になったときに調べられないで困った。・・・全事務所共通に管理維持されてこそ職員のレベルアップ、コンプライアンスの意識の向上に資する)。 ②自分のような者と10年20年勤務の職員の仕事内容が同じである。責任も同じ。給与だけが大きく差(？？？)がある。・・・・審査基準を明確化し、経験が浅くても判断できるものと経験を必要とする審査の業務の進め方を変えるなど、効率的、正確性の向上、責任体制の明確化などを図るとともに、給与と仕事が見合うよう職務分担に工夫が必要である。 ③他県との人事交流などをキャリアパスとして義務付けるなど駒れ合いの回避、昇級昇格基準を公開しレベルアップのために必要な自己啓発意欲の向上を図るなど、公平な競争により緊張感のある職場環境にする必要がある。
9244	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	定期便や特別便を送付すればいい、というだけではなく、送付後の対応を 丁重に丁寧に行うこと。 無知な委託先に任せるのは、逆に機構の姿勢をとわれてしまうのでは。 ただ、時間と人が足りないのが現実。	平成19年6月頃。 庁発足当初から、このような体質がもともと存在していたのでは？ 紙台帳からオンラインにする際、氏名の字体や振り仮名を確認せず、思いつくまま登録したずさんな処理が多々あり、目を疑った。	私の場合非常勤職員として、お客様と接する機会は、ほとんど電話によるもの。 接した際には、不信や不安を少しでも解消いただけるよう、お客様の生の貴重なご意見を真摯に受け止めた。 年金相談は、お客様と一番近い存在であるため、かなり厳しい声をいただいた。 今、何ができるのかを常に考えていたら、このような問題は起きなかったと感じている。「ありえない、ない」ありきの組織の対応姿勢が招いた結果だと率直に思う。 私は常に、何か見つかるのではないか、他に考えられることはないかを考えながら対応した。今後もこれまでの経験を糧として対応していきたい。
9245	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道されて居る以外の事については何も知りません。	お客様の立場に立って対応してあげると良いと思います。自分の家族だと思って考えてあげると自然と優しい対応が出来ると思います。	昨年位だと思います。老後の生きていく為に絶対に必要なお金です。若い時、辛く汗水をたらし一生懸命働いてコツコツ支払って来たものです。その一部分が消えてしまっては、老後どのように生きて行けば良いのでしょうか、生きるイコール年金です。	お客様が書いて出された物、必ず見つけてあげたいと思い古いカーボン紙に書かれた紙が写しだされたパソコンを隅から隅まで見ました。 古い書類はなくなって居ます。無いものを探すのはとても困難です。私は政治家でも国を動かす力はありませんが、区役所や税務署やハローワークなど一本化できて一人一人の情報が一目で分かる様になると良いと思います。
9246	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	名寄せ等により、未統合の記録が存在する可能性を把握できている方については、これまで実施してきたフォローアップ作業を引き続き、きめ細かく行っていくべきだと考えます。また、一定の基準を設けて、それを満たしている場合は、職権で統合し通知する、といった方法も検討すべきではないかと考えます。 紙台帳との突合作業等については、現在進められている電子化を正確かつ早急に完了させ、効率的に作業ができるシステムを構築することが大切だと考えます。	未統合記録が5000万件といった情報はマスコミの報道により初めて知りましたが、それ以前(具体的な時期は記憶していませんが)より、複数の年金番号を払出されている人がいることは認識していました。 しかし、年金請求時に確認を行って処理を行うことにより大部分は解消されていると認識していたため、このような件数が残されているとは考えていませんでした。	マスコミ等で大々的に報道される前は、自分が従事する業務の中で重複付番しない、未統合手番を解消する、といったことに努めてきました。また、特別便・定期便等の送付が始まって、来訪者・電話・書類等が急激に増加してからは、少しでも滞留が解消されるように努めてきました。 政治的な問題やマスコミ報道等の影響があって止むを得なかったとは思いますが、現場に十分な情報がなく対応できる体制も組めないまま、様々な業務が矢継ぎ早に実施されました。このため混乱が生じ、年金不信がより大きくなってしまったと思います。
9247	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成12年以降年金給付課へ配属され、窓口でお客様の年金相談等行っているときに、基礎年金番号に統合されていない手番が多々見受けられた。 また、年金記録が見つからなかった際は、マイクロフィルム等確認し、大変時間を要した記憶がある。 これはあくまでも、これから受給しようとする一部の方であり、まだまだ統合できずにいる手番がたくさんあるのではと予想された。実際60歳ちかくになり年金相談され、記録等の確認するのでは、もし記録が見つからなかった場合は、信頼を損ね、また受給するまで時間を要し、請求者の	お客様との話で、他に記録があるはず等の相談があれば、会社名から検索したり、国民年金であれば、市役所の年金係へ台帳確認を依頼をおこなった。 反省点としては、基礎年金番号通知書送付時、今回の年金特別便のような見やすく、わかりやすい言葉の説明での返信内容にしておけば、反応はよかったのではと思われる。当時の基礎年金番号通知書および返送していただくハガキをいまだに年金手帳とあわせて保管してある方を多々見受けます。
9248	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	数十年前の記録を確認するためには、ご本人の記憶もあいまいな部分があるので、膨大な量の台帳をめくったり、情報をつなぎ合わせるために、年金に精通した人の力で地道にやるしかない。	年金請求時にしか、自分の年金記録を確認する機会があまりなく、その時に 記憶があいまいであったり、台帳が探せないなどで、年金受給に反映 できず不利益を受けてしまうのが問題である。 問題の存在を認識したのは、年金給付業務についた平成16年ごろである。 厚生年金加入時の新規で番号払い出しする際に、以前に加入した可能性 があれば「年金番号疑重複回答票」の送付をするが、その未回答分をそのままにしていたのも、年金記録問題につながったと思う。	ご本人が申し出た記録については、できるだけ調査して判明に努めたり、 「年金番号疑重複回答票」の提出を促したりしたが、自分の担当した 案件にとどまっていた。 現在、この年金記録問題の解決に時間を要しているのは、組織として 問題の重要性の認識が不足していたことにある。、もっと早い段階から 年金記録の整備に組織的に力を入れたり、年金の重要性を教育事業 などを通して国民に周知をはかるべきだったと思う。 多くの方は、年金受給可能年齢になるまで年金制度の内容をあまり 知らなかったと思う。
9249	地方庁	その他(社会保険事務所)	・別にない。	・速やかな解決が必要。(人海戦術)	・平成21年4月採用のため、具体的に知ったのは今年です。 ・年金記録問題はあってはいけない問題と思います。	・誠意をもって対応をしました。 ・過去の職員がいいかげんな対応をしたからだと思います。
9250	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	とくべつ便及び再裁定の未処理を早急に処理する	基礎年金番号導入時にもっと積極的な記録整備が必要だったと思いますが、ここまで未登録の記録があるというのは年金記録問題がおきてから知りました。	記録整備及び再裁定処理の遅れ
9251	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	早期解決を図るため、人員を大量に投入し、専門のチームを作り対応すべきと考えます。	早期に解決すべき問題と認識していました。 平成17年頃です。	窓口等の対応時には、丁寧に記録を確認し、その場で判明したものについては即時に処理し回答しました。 人員不足等による処理の遅れから、年金受給者等の皆様に大変ご迷惑をお掛けしたこと。
9252	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	記録問題については、専門的知識が無いと解決するのに中々難しいと思われます。早期の解決に向け、知識のあるOB等を戦力に人海戦術で対応するしかないと思います。	5千万件もの記録未統合があること自体問題化するまで知りませんでした。 基礎年金付番の時に未統合者がいることは分かっていましたが、年金請求までに統合できるものと当時は考えていました。	毎日特別便の窓口対応等で、考える余裕がありませんでした。 現場の職員は記録の不備がそんなにあること自体知らなかった人が多いと思います。全体に状況の共通認識が取れていないため、問題があっても個々の問題で終わり全体的な問題にならなかったことが、永年蓄積されて大きな問題になったと思います。
9253	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	様々なシステム対応もさることながら、システム開発、稼動までには時間を要することから、職員(非常勤や嘱託、派遣等を含む)を増員して手作業等により作業をおこなう。	漠然とそういった問題があることは認識していたが、それほど深い問題といった認識はなかった。年金記録問題として報道された頃に改めて認識した。	年金が申請ありきという思想があり、申請がなければ年金記録を積極的に確認しようとしなかったところ。結果、反省点として考えられるのは職場の風土であったり、職員のモラルではないかと
9254	地方庁	社会保険事務所長	特に無し	特に無し	採用され、仕事を教えてもらい、覚えていくうちに、このような問題点があることがわかりました。これが、世間に知られたとき、大変なことになるだろうと思いました。年金は、40年加入・納付し、その後、給付が始まる制度であり、一人一人の人生に関わるものです。これを踏まえると、誤りがあっては済まされないことだと思います。	お客様の話を聞いて、一つ一つ説明をしてきました。年金制度発足当時から、一人一番号制度を用いていれば、よかったと思います。
9255	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に思い当たらない。	該当無し。	基礎年金番号導入時に、本来制度ごと一人一冊のはずの年金手帳を、被保険者及び事業所の認識か薄く、複数の年金手帳を保有している者が多いことを認識した。	基礎年金番号通知に、他の年金番号未回答の者が多く、最終的にはその者が裁定請求するまでは完全な整理は終わらないと認識していた。当時、裁定請求までに記録整備がされれば、本人にも実害はなく、喫緊の課題ではないと考えていたことが反省点である。
9256	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在おこなわれている旧台帳記録との突合作業を事務センター等で集中的におこなう。 社会保険庁が所持している旧台帳記録をすべてWM等で確認がとれるようにする。 厚生年金記録で勤務先事業所名がでていないものについて、すべて出力されるよう改善する。 各自治体に対しての協力を強く求める。	とても重大な問題であり、大変残念である。 マスコミ等で報道されるまで問題に気づかなかった。	誠心誠意この問題を解決できるよう尽力しようと思います。 反省点として、資格取得・資格喪失・納付に纏わる届書や入力帳票等を保存期限経過により廃棄していたことがいけなかった。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9257	地方庁	社会保険事務所長	ありません。	1、徹底した広報により国民の皆様の協力を頂くことが不可欠と考えます。 何度、こちらからアクション(文書、電話、戸別訪問等)を起こしても全く反応していただけない方も多くいらっしゃいます。 勿論、それぞれの事情(手数を掛けても年金への反映が小さい、家族に過去を知られたくない等)があっての事と思いますが、問題解決のためには、このような方の理解も不可欠です。 ついては、各種メディアをフル活用し、国民の皆様への継続した呼びかけを是非ともお願いします。 2、組織全体が記録問題解決に特化すること。 今、国民が私達に求めているのは、この問題の一刻も早い解決だと思います。勿論、本来業務(納付率、徴収率、適用促進等)も疎かにするわけにはいきませんが、目指すフラッグが多すぎて現場は混乱することもしばしばです。 全組織が一丸となってこの問題に特化できる様な体制をお願いします。 3、現場経験者の活用。 どんなに賃金職員さんや委託業者さんを入れても、急ごしらえの方々にやっていただけることには限度があります。また、ややもすれば過去の轍を踏んでしまう恐れもあります。 法律改正の経過等にも詳しく、古い台帳等の見方にも精通している先輩、或いは、機構に採用とならなかった職員(重大な規律違反者は除く)をフル活用できるような環境整備をお願いします。	過去に対応したお客様の中に、一人で複数(最大で20以上)の年金番号を持っている方が数多くいらっしゃいました。また、特に女性の中には、意識的に生年月日や名前を偽って加入していた方も数多くいらっしゃいました。 その時は、たまたま全ての記録に行き着くことが出来たのですが「こういう方が数多く存在するとすれば、将来無年金になってしまうのではないか」という漠然とした危機感は感じておりました。 その後、基礎年金番号が導入され、大半の方が整理されたものという認識でおりましたが、10年が経過してもなお、5000万件の記録が宙に浮いているとマスコミで知ったときは、驚きとともに、どうしてもっと早く公表して国民の皆様への協力を呼びかけてこなかったのかと悔しい思いがありました。	一刻も早い解決に向けて、地方現場で出来ることは職員全員で対応してきましたし、これからも「記録問題最優先」という軸がぶれることのないよう進めて行きます。万が一にも、我々の不手際が原因で無年金になってしまったという方を出すことはあってはならないと考えます。 また、情報をオープンにすることがいかに重要かという点についても、深く反省すべきと思っています。 基礎年金番号導入時から未統合件数を公表し、継続的に呼びかけをしていたならば、これほどの制度不信を招くことはなかったと思います。
9258	地方庁	その他(社会保険事務所)				
9259	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録に関する内容が含まれているかもしれませんが、平成14年から市町村から徴収事務が移行されたことで、過去の市町村の国民年金保険料損領事件等について、事務所窓口で対応をせまられることもあります。 事件については、すでに解決済みだと思いますが、事件の当該期間でなくても、国民年金保険料未納期間の照会につながったり、行政に対する不平不満の暴言を聞く側の対応としては、困ります。	お客様に対しては広報による効果を期待します。 また、職員に対しては、このアンケートのように、直接意見が届くよう、機会を与えてほしいと思います。	国民年金のサンコウタイプライターから機械化に移行する時期に採用になり、当時、昭和61年4月から国民年金の仕事をしましたが、昭和61年当時は、年金記録問題が起こってる意識はありませんでした。しかし、国民年金の適用の担当をしていて、市町村台帳との記録が違うこと、マイクロとの記録の違いは時々ありましたが、その都度訂正されていたので、こんなにも年金記録問題になるとは予想できませんでしたし、ショックでした。 具体的に現在の年金記録問題を知ったのは、再び国民年金担当になった、平成19年頃です。 平成19年までは、年金給付課で再裁定の件数もそれほど多くなかったですし、年金記録照会等あったとしても多くなかったです。 また、平成21年9月から国民年金特殊台帳との突合処理を担当し、あまりにも件数が多いことを知りました。	過去の紙台帳との違いや、マイクロとの違いが判明したときすぐに対応し、訂正したものもあれば、上司から年金裁定請求のときに訂正されるからとの指導で、先延ばしした経過もあったと思います。 だから、すぐやる姿勢でなかったことが反省されます。 平成9年に基礎年金番号制になったときの対応、処理方法をもっとキチンと組織できなかったものかと思います。直接担当する職員に問題があったのか、処理体制に問題があったのかは、わかりませんが、適正に対応していれば、現在の年金記録問題を軽減できていたと思います。 以前、社会保険庁の良いところは、昭和17年から年金記録を保管、管理しているからこそ、信用がある、と聞いたことがあります。自らも、人の為になる仕事がしたい、と望んだ仕事です。何とか、早期解決に近づくよう、努力していきたいと思います。
9260	地方庁	社会保険事務所課長級以上	脱退手当金の復活(一時金記録の取り消しによる)	共済年金のように利息(返還金)を徴収すべきである。	当初だけでなく、事業主責任もあると思う。 平成17年4月から7月頃	コンプライアンスの欠如と大盤処理による審査の甘さ。
9261	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし。	問題解決には、知識を持った人材が不可欠です。 社会保険庁が解体されますが、年金記録は国が保有する情報ですので、記録問題に関する窓口は、年金機構でなくともよいと思います。 希望者も含め、平成22年1月以降の進路が決まっていない、優秀な人材を登用して解決に当たってもよいのでは。 新しい窓口を設立し国民へ対応すべきでは。 オンラインシステムに、一刻も早く年金記録情報を登録すること。 現在、検索システムが、オンラインシステム以外にあり、しかも、窓口対応職員が、簡単に利用できない状態はいかがなものか。 年金番号の1番からすべて登録していくしかないと思います。 年金問題についての、マスコミ対応をもっとうまくして欲しい。 世論の流れもあり、やむをえないことかもしれないが、現職の社会保険事務所職員に浴びせられる批判は正当なものなのでしょうか。 そして、訴えている個人は、問題を正しく理解しているのでしょうか。	厚生年金被保険者証や年金手帳を退職時に受け取れなかったり、紛失したために、番号による情報が存在していても、本人が思い出せないために社会保険事務所側では登録できなかった問題と認識していました。 また、社会保険事務所側のミスとしては、コンピューターへ記録を移行した際に情報登録した内容に不備があったり、漏れがあったため、対処できなかった問題でもあると認識しています。 前述の問題は、採用当初から、国民年金加入時に処理を行う際、厚生年金被保険者証や年金手帳を持たない、または、知らない方が多く存在していると気づいたときに「この人たちは、将来、年金を受給するときに大丈夫だろうか？」と心配したことを覚えています。 後述の問題は、業務課担当時に記録の補正が必要な情報があったときにコンピューターへの移行作業の不備があったことを上司から教えられたことを覚えています。	当時から、徹底した記録確認を行って、年金裁定審査を行っていましたし、資格登録時も資格補正を行ったうえで登録をしていました。 年金証書を含め、年金手帳や厚生年金被保険証の扱いが、個人レベルでは重要であるという認識度が低かったと思われます。 再発行については、有料化などしておけばよかったのではないでしょうか。 年金制度だけではないのですが、法律に対する国民の認識度をもっと上げるべきではないでしょうか。 「ねんきん特別便」の発送前に、補正できる情報もあったと思われます。 残念ながら、年金問題が、選挙に影響するような形で取り上げられてしまったために、当時の政府が、「止むを得ない」答弁を国民にせざるを得なかったことが、準備不足の中での対応を迫られたのでは。 社会保険庁解体が早すぎたのではないでしょうか。 表面上、社会保険業務に鋭意・努力をしているとはしても、こうも公務執行常態が劣悪な状況(来訪者は殺到、人材は増えない、いわれのない苦情は増大)下で業務遂行意欲を保つことは、難しいと思います。また、解体が決まり、貴重な人材がいなくなった、または、いなくなるのは問題解決知識がある人材を手放すことになります。 共済組合に対する、共済組合機関を含め政府やマスコミの説明がとても不十分です。 共済組合の記録の管理や相談の窓口が社会保険事務所と勘違いしている方が多いです。
9262	地方庁	その他(社会保険事務所)		期間調査のどに努力する。	年金問題については、早急な解決にむけて努力しなければならないが、かなり昔の記録などは、解決は困難と思われる。 問題は新聞やテレビ報道の時期です。	期間の調査など本人の記憶などによるとこから、調査は難航している。 時間がたってからの作業によるところが問題と思われます。
9263	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金業務は過去のことから未来のことまで知らないといけないのに、資料等が整備されていない。	例えば脱退手当金の請求方法、支払い方法等時期によってこうだったとゆうような資料をまとめて、庁ランで調べたらわかるようにする等整備して頂きたい。制度の遷歴等、個人でもっている資料で探している状態だが、限界があるし、処理の仕方も変更が多く、今持っている資料が現在もあてはまるかどうか、悩むことが多い。多量のメールは消化できない。	昭和59年に就職して、年金手帳を一人で複数持っている人がいることは認識していた。今みたいに、新しく符番しようとすると、チェックが入る機能はなっかったと思う。基礎年金になって、他制度と共通の番号になってよかったと思うが、国民年金の20歳符番の際、大きな市で、よくある名前だと同じ名前、同じ生年月日で番号がひとつ違いということがあると思われるが、入力は番号と生年月日チェックが多いので他人の記録を誤入力することがあるのではないかと心配します。	個人で解決できる問題でしょうか？やり方を決めるとき、早急に決めるのではなく、現場や国民の意見を取り入れて決め、その後も改善していくことが大切だと思います。
9264	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ない。	お客様のお話をよく聞きとりを行うことで、新たな記録が見つかる可能性を常に追求していく。	年金手帳を複数所持している被保険者が存在していることで、年金の受給権を確認するのが大変。 基礎年金番号制度が導入された頃。	年金相談窓口の対応やねんきん特別便の事務作業を積極的に実施した。 紙台帳や原簿からコンピューターに記録を移すことことを完璧にやるべきだった。 基礎年金番号制度をもっとはやく導入すべきだった。
9265	地方庁	その他(社会保険事務局)			納めていたのに収めていなかったり、加入していたのに加入していなかったりと将来年金を頼り(年金を既に受給されている方達は現在の生活の頼り)にされている方達にとってとても安心できない重大な問題になっていると感じていました。 正直数年前のテレビ等の報道で取り上げられて問題が大々的になって事の重大さを知ったかと思います。(厚生年金手帳番号を幾を何度も変わられて、いくつもお持ちの方がたくさん存在していることは以前から知ってはいました)	来客されるお客様等にできる限り親身になって記録解明のため応対しようとはしていましたが、なかには発見できない事例もありまだまだ不十分であったかとは思います。 基礎年金番号制度が始まる以前は本人から年金手帳の提示がなければ資格取得の際に安易に年金番号を払い出しをしていた所もあり、現在のようなシステムがもっと早く確立されていたら良かったかとは思います(今のようにオンライン業務でなく昔は台帳管理なので無理だったとも思いますが・・・) また、年金制度に加入するようになり年齢が若いうちは年金に関する意識がどうしても薄くなっているかと思われ、いざ年金をもらわれる頃にあわてている方もいらっしゃるので、若いうちから年
9266	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	昔の記録は不明瞭な部分が多いので、どこかで一線を引いた対応をしない限り終焉にはならないと思います。そのためには、政治的解決が望まれると思います。	宙に浮いた年金記録が5000万件あるということは、報道で知りました。平成9年に基礎年金番号ができた時、違う年金番号を持っている人は大勢いるとは思いましたが、これほどとは思いませんでした。	年金特別便の早期解決の処理を進めていこうと思いました。 記録の確認は、管理するところ、被保険者本人の合致が望まれるので、数年ごとに本人宛年金定期便のように知らせることをしなかったことが反省です。 なお、年金は業務量も多いし、法律も難しいので現在の職員で対応できるシステムの改善を、早くから取り組みしてほしかった。 たとえば、年金手帳はカードにし、キャッシュコーナーのように自分で記録の確認ができるようになれば と思います。
9267	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特別便回答作業等に従事する職員を増員する。 特に、機構発足時における年金記録課の定員が欠員となっているのは、受給者便の発送を控えているなかで、今後の記録問題解決に向け大きな足かせになるのではと懸念しております。	年金給付の仕事に就いた平成9年ごろから、基礎年金番号に未統合の記録は、年金請求時に解消されるものと考えてました。ただし、昨今の5000千万件もの未統合記録があるとは考えてませんでした。	年金請求時における記録の確認を確実に行うよう心がけましたが、当時はご本人様からの申出期間についてのみ調査確認等を行っており、以前から現在の対応をとっていればこれほどまでの問題にならなかったと思います。 ただし、氏名の入っていない記録の補正がWM導入時より行われていればとの大前提になります
9268	地方庁	その他(社会保険事務所)				
9269	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません	まだ未解決の部分については、簡単に解決できないものが大半であると思われます。 これらの解決については、スピード性は必要であるが今までのように安易に時間を区切るのではなく、時間をかけても慎重かつ十分な調査が必要であると考えます。そうしてでた調査結果は最終判断と割り切ることも必要と考えます。	事務処理を行っているなかでは、特に問題があるとは認識していませんでした。 「宙に浮いた年金」や「消えた年金」等、国会での指摘やマスコミによるセンセーショナルな報道等により実感しました。	上からの指示のもと、最優先に処理をする必要性を実感しました。 過去においては、事務所職員、事業所および被保険者とも年金よりも健康保険を優先する風潮があったことが、資格取得時等の新規付番の増加となり、今回の問題が発生することとなったと考えます。
9270	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	地道に一歩一歩取り組むしかないと思います。	個人情報の管理等の不徹底があったと思います。 問題の存在を知ったのは平成16年頃です。	自分自身がまず個人情報の管理等を再度徹底する意識を持つことです。 社会保険庁において、そういうことに対処する専門部署を早期に設置すべきだったと考えられま
9271	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	本人である可能性が高い記録について、再度、受給者と被保険者ともに電話連絡と戸別訪問による確認が必要と考えます。	採用当初である平成6年頃から統合されていない記録があることを知っていました。年金記録問題については信用回復のため最優先すべき問題と認識していました。	私は本人記録の可能性が高い年金受給者と被保険者を対象に電話確認、戸別訪問による確認をおこない、再裁定、記録統合処理をおこないました。また年金記録問題の反省点としては組織としてこの問題を積極的に解決に向けた行動をしなかった点です。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9272	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	特になし。	社会的な問題。年金記録問題がマスコミ等で頻繁に取り上げられてきた頃。平成19年の中盤頃から。	管轄の被保険者、年金受給者の立場に立った対応を行った。また加入の度、制度ごとに年金番号を払い出していたために、証書、手帳の紛失等もあり、混乱したと思われる。
9273	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	過去の台帳の再度の確認。 短期の未納者であれば、しっかりとした確認ができなくても前後の記録や 同時期に納付した身内等の納付を確認し認めていくことも必要と考えます。 また、現職だけでなく、ＯＢにも協力を要請し窓口や再裁定の処理をしていくことも必要では。 今までの知識を活用していただくこともいいと思います。	このような記録がもれていることをまったく知らなかったので、まずは驚き、納付していただいた方々に申し訳ないと思っている。 問題を知ったのは、報道等され始めてからです。	できるだけ早く、お客様に対し、記録を調査することが先決と考え記録の確認をしていきました。
9274	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		年金記録問題について世間で騒がれはじめ、報道により初めて知りました。	世間の社会保険庁への批判、毎日のように報道では年金記録問題が取り上げられ、電話や窓口では不平、不満をぶつけられ、精神的にも肉体的にもとてもつらい毎日でした。皆の記録が正しい記録になるように、一日でも早く分かった記録は統合し、既に受給されているかたは、今の年金額に一日でも早く反映させなくてはこの状況はおさまらないと考え、毎日頑張っています。 今となれば一人一つの番号が徹底されていればまだ良かったのかなとは思います。またもし今回の問題が起こる前にこの事が分かっていたのであれば、早くに対応し解決していればこんな大事にはならなかったのではないかと思います。
9275	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	存知していません。		基礎年金番号が導入される以前は、被保険者が複数の年金番号を持っていたため、基礎年金番号に未統合の記録が多数存在していた。 本人からの期間照会があれば、調査していたが、行政側から記録のお知らせをすることがなかったため、基礎年金番号導入後も、記録の統合ができていない記録が多数残ってしまった。 一人の被保険者が、複数の年金番号を持っていることは、昭和63年頃に社会保険事務所の年金給付課で裁定請求書の審査、決定をしている時に知っていたが、その当時は本人の申出により記録の調査及び統合をしていたので、特に問題意識を持たずに記録の統合をしていた。 全体の統合漏れ記録の実態については、平成19年6月に知りました。	ねんきん特別便の送付時には、社会保険事務所の窓口で、毎日記録相談を受け、1件でも未統合の記録をなくそうと、お客様の立場に立って取り組んできました。 その後、事務局で記録の調査・回答、記録の統合を優先課題として現在まで取り組んできました。 反省点としては、基礎年金番号の導入時期が遅かったことと、基礎年金番号導入後の記録統合に向けた取り組みが不十分であったと思います。
9276	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思いつきません	通常業務と平行して行うのではなく、年金問題の解決を専門に行うことが必要だと考えます。どうしても、片手間になってしまい、早期解決・正確性に欠けることになっています。 退職された方、過去に業務に携わった方を募り、どのように業務を送行していたのか等の解明が必要と思います。 古い台帳等、現在見ても解読・判断できないものが多くありました。	早く、そして正確に解決していくべき、重要な問題と認識しています。 平成10年ごろ厚生年金の期間調査を初めて携わったときに、こんなにも反映されていない記録があるのかと愕然としました。 早いうちに紙台帳やマイクロの記録はWM上の記録とぶつけるべきでは、と当時の上司と話していました。	過去記録に精通した人から資料等を譲り受け、現業務と年金記録問題を分けて業務を遂行するように心がけしました。 過去の流れ等がつかめず、やみくもになっている感じがありました。そして、精通している人間の退職により知識の無い人間の集団となり、組織ではなく、個人だよりになってしまっている点です。
9277	地方庁	その他(社会保険事務所)	社会保険庁から公表されている内容、また新聞やテレビなどのメディアで報道されている内容以外の情報については把握しておりません。	年金記録を取り扱う現場職員と年金記録のシステム開発管理するエンジニアと連携を強化し、システム開発に現場の声を活かすことが重要と考えます。 また外部(政治家、学者、有識者)からの意見は、事業運営の参考にされると思いますが、それを尊重し過ぎると(たとえば後期高齢者医療制度の問題など)、住民の意識とのミスマッチが起こる原因にもなることがあるので、住民の代表や住民に近い現場職員の意見も同様に取り入れる仕組みが必要・大切と考えます。	年金記録の問題については、採用当初から記録管理する社会保険庁システムや実務スキルの構築に不十分な面を感じており、このままだと一部の住民に対し正確な給付ができない恐れがあるかも知れないと認識していました。	年金記録問題の発生した要因を考察したところ、端的に言いますと地方の現場と本庁の間、また法令作成者と住民(被保険者)との間にそれぞれ制度に対する温度差があったと思います。 そのため記録を管理するのに重要なシステムの開発が遅れたり、不十分なものになっていたのではないかと思います。 また、職員のスキルなど人材育成の面でも私が就職した平成4年当時は新人職員への初任者研修はあったものの具体的な実務研修はなく、自己の努力で実務を習得し、お客様に対応するなど不安を抱えながらの業務送行でした。 要するに、法令や実務の知識が住民(被保険者)を守り、制度を守り、現場の職員を守ることになる。そういう認識が欠如していたのではないかと考えます。 近年はかなりその部分では改善されてきていると思いますが、金銭や財産を扱う組織として高度なシステムの構築と金融業界並みの実務レベルが求められるものと思います。
9278	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録が正しく記録されていないことは、昭和53年ごろから認識していました。社会保険庁で保管されている旧台帳は未入力のままでした。また、社会保険事務所から進達された国民年金の資格・納付記録や厚生年金の資格記録についても社会保険庁の原簿記録に統合できず事故記録のままになっているケースが多いことも知っていました。	対応は、全くしていません。今も昔も現在担当している仕事を業務の取り扱い要領に基づき行ってきました。一人ひとりの職員としては年金記録の記録・保管については関係している部分では当時の業務取扱に基づき処理しており、完璧かどうかについては正直不安はありますが、特に反省点としてはないと考えています。
9279	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	"自発的に"収録されてるデータベースを見直していくしかないと考える。 当時の紙媒体で突合せしていき、それで確認ができなかったものについては、被保険者の記憶や事業所の人事記録等で確認していき、それでも確認できなかったデータについては公示・公表し、名のり出ずまま生存が不可能となった時点で解決と位置づけていく、という方策を考える。生年月日が不明瞭な者については、氏名等から住基ネット等で把握していく。 また、これから収録していく将来の被保険者のデータについては、例えば、1次入力者と2次入力者とで実行するなど、複数名による入力作業ではじめて完了するものとし、入力データが一致しなかったものは改めて入力しなおすことで、ヒューマンエラーに基づく入力誤りの防止の徹底を図っていく。(今までの方法は、一般職1名で1日に何百件という入力作業を行う日もあり、入力誤りをすると、取消の決裁が必要であるから、これについて怒られるのを恐れてそのまま放置することもありえた。さらに、チェック機能としての決裁業務の形骸化も考えられ万能ではなく、全国のデータベースを構築する方法としては、適切でなかった。)	[どのような問題と認識] 年金記録問題は、当時に収録された納付記録データ等が不明確でも、長年これを放置してきたことが原因である問題と認識していた。 また、それを管理するオンラインシステムも実用性に欠けていた。 [存在することを知ったのはいつ頃] 採用間もなくに気づけると思います。	[あなたはどのように対応しようとしましたか] 誰のものかわからないデータを見つけても、誰のものかわからないので、対応することができなかった。 [現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか] IT部門が未熟な点。 システムの入出力に携わる職員の意見集約等を行い、実用性や操作性の不具合などを考慮せず、プログラミング開発をしていた点。 ほか、名前・保険料領収日などを入力しない等、言わば普通でない管理で公的年金の納付記録を蔑ろにし、国民の老後の生活を保障する権利を侵害してしまった点。
9280	地方庁	その他(社会保険事務所)	制度発足当時から終戦前後にかけて、WMに収録されていない記録がまだたくさんあると思います。	地道な作業ですが、民間委託してでも台帳通りにすべての記録を収録するしかないと思います。	氏名索引等でWMですぐ判明する記録はまだなんとかなりますが、収録されていない記録があるのはなぜか?オンライン化された当時、どのような事務処理がされていたのか疑問に思いました。 平成17年に記録の補正を担当した時にこの実態を初めて知りました。	収録されていない記録はできるだけ補正依頼がなくても収録していきたいと考えましたが、業務センターからや事務所からの補正依頼が膨大でなかなか手が回らなかったのが実態です。一人で手番をいくつも持っていることが年金問題の原点と思いますが、制度発足からの周知徹底の仕方にも問題があったと思いますし、事業所整理記号、氏名、生年月日すべてが台帳通りに収録しきれていないことが今回の年金問題の大きな原因と考えます。
9281	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	新たな事項は知りません。	年金相談等、お客様へご説明する際に確認すべき事項(項目)を全国統一化するとともに、その対応方策を整備することも良い方策と考えます。	社会保険事務所の年金給付課に在籍している時に、お客様が複数の手帳番号をお持ちで、記録が統合されていないものがあることを知りました。	年金給付課に在籍していた際は、お客様に説明する際に、記録の確認の上で、年金給付の裁定業務をしていました。 反省点としましては、ご本人様の記憶によるところも多いことと、記録の台帳確認の為、他の社会保険事務所に確認する際に時間がかかる場合があること等、と考えます。
9282	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にない。	1件づつ地道に解決していくしかない。 本人のではないと回答した人に何度も送付するのはやめて欲しい。(その度に苦情を言われるし、いつまで経っても解決しない。) 払出と突合したカセット解除を早く終えて整備すること。	元々、厚年と国年の制度が別々に存在しており、各々の手帳を持ち、かつ、手帳を失くしたり、忘れた人に簡単に新しい手帳を交付した事が原因で、平成9年1月の基番がスタートした時に業務センターで驚ったキーパンチャーの入力ミスの多さがプラスし、紙台帳でやり取りしていた時の進達もれ、入力もれ、過去の二重払出、紙台帳の不完全入力によるカセット解除の未処理等が重なったものと思う。 今回の年金問題で知りました。	来所された時を最大限に生かし、本人の記録かどうか調べられるあらゆる方法でチェックし、今後、何度も書類を送付する事のない様、本人に納得してもらえるまで確認しています。 不備記録の整備、カセット解除等、完全に終えた後に、本人に特別便等を送付すれば何度も送付したり、何度も回答してもらわなくても良かったのではないでしょうか。後手、後手の対応だった様に思います。
9283	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金保険料の紙台帳記録をWMに入れる際に、前納や差額納付等 一律に納付済(A)で入力されている。 このことによって、定期便等に出力されている保険料の納付済額に相違が生じてしまうこと。	解決するには国民年金加入者全員分の記録の突合が必要だが、 突合業務によりミスが生じてしまうと新たな記録問題に発展する可能性があると考えますので、完全に解決するのは難しいと考えます。	複数制度を行き来する被保険者の無理解により簡単に年金手帳を何冊も 持てたことが大きな問題ではないかと思います。 年金手帳を一冊で管理することが出来れば、基礎年金番号導入による 未統合手番は格段と少なくなったであろうと思います。 被保険者は「事業主に任せていた」「社保に任せていた」と言い、 自分で把握することが出来ていなかった原因は、制度の複雑さから 理解するのが難しいというものだと思います。 未統合の記録があると聞いたのは基礎年金番号導入時頃。	以前は、年金手帳番号が2冊以上持っている方に対して、 「年金の請求時に一本にするといいですよ」と対応を行なっていました。 しかし、それは間違いであり「記録判明時には即統合する」というスタンス でなければならなかったと思います。
9284	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在取り組んでいる特別便や定期便の調査を徹底することだと思います。	新聞や報道でとりあげられるようになったときに知りました。 今までに取り組んで解決すべき事を長年にわたって放置していたために生じた問題だと思いました。	お客様に記録を確認していただく方法をとっていますが、高齢者や障害をお持ちの方などに確認していただくのは難しいことだと思います。 昔の職歴を覚えていないという方が多いのではないでしょうか。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9285	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	一連の年金記録問題を解決するためには、自庁のみでは限界の部分があるため、市区町村(自治会等も含め)や関係団体等と協力して、当時の背景や事情を確認しながら、慎重に事を進めなければならない。当然、本人と思われる方に接触して聞き取りも行っていく必要があると思料します。	年金記録問題は、"人権"に関わる大きな問題だと感じています。 平成19年5月以降、国会の社会保険庁関連法案の審議中に、社会保険庁のオンライン化したデータ(コンピュータ入力した年金記録)にミスや不備が多いことが指摘され、マスコミ等に「社会保険庁のずさんな管理」が報じられたことをきっかけに、年金記録問題の事の重大性を知ることになりました。	「ねんきん特別便」の回答の折に、被保険者や年金受給者から記録のもれや誤り等の申し出があれば、相手の話を真摯に受け止め、誠心誠意対応するよう心掛けていました。 また、フォローアップで電話等により照会を行う時は、当時の背景や状況などを細かく聞き取り、正確に本人の記録かどうか判断するよう努めていました。 もし、本人の納得が得られず第三者委員会への申し立てを希望する場合は、申請方法等について丁寧に説明しました。 平成9年1月、基礎年金番号導入の際、基礎年金番号通知書とセットで現在加入している制度以外に公的年金に加入したことがあるかを回答するハガキが送られ、加入があると回答した方について氏名・性別・生年月日の3項目による名寄せを行った上、記録を統合した経緯があります。 しかし、こうした回答のあった方の場合であっても、元の紙台帳からコンピュータに入力する際、誤った入力を行えば、本人の記録と断定できない。(…紙台帳を見ると確かに「氏名」など解読不明な記載文字もあるが) この誤った記録をその時きちんと調べて修正しなかったこと(…年金裁定の際に調べればいいと安易に考えていたのか)、個人データや保険加入期間、保険料納付記録などを定期的に知らせ
9286	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	年金記録問題については、全国データの閲覧や、スピード化がもとめられる。 以前に退職された方や、12月末で退職される方、処分等で日本年金機構に 採用とならなかった方々の中には、資格照会業務のエキスパートの方もたくさんいらっしゃると存じます。ぜひそのような方々にご協力いただければとおもいます。 現在のように派遣職員が2カ月間だけきて、契約期間終了。とりあえず2カ月という、責任のなさ。そのような方たちに調査させて、本当にちゃんとした回答ができているのかと思ってしまうこともあります。 ただ人員だけ投入しても、効率はあがらないとおもいます。 派遣職員なら、せめても半年、1年更新にしていただき、責任をもって仕事をしてくれる方を派遣	入所当初は、厚生年金記録の問題は、全国でこんなにたくさんの件数があるとは思いもしませんでした。 当時に(7年前)資格照会担当で、ご本人様からの照会文書の内容と、紙台帳による照合に、ご本人様との氏名、生年月日、勤務期間等、年齢を重ねられるごとにご本様の記憶もあいまいになり、さまざまない違い等はその当時からあったことは存じておりました。 なお手書きの台帳の機械化のさいのデータ管理、入力ミス等もあり、このような問題がおこったのではないかと認識しています。	照会文章に関しては、その当時出来ること(紙台帳、マイクロフィルムの確認、 払い出し簿照合、他庁照会)は責任をもって調査し回答してました。 また、上記でも申しておりますとおり、紙台帳機械化のさいのデータ管理、入力ミスも反省点に挙げられると思いますが、社会保険庁としての広報も不十分であったため、国民自身の年金への理解がされてない点も挙げられるとおもいます。 基礎年金番号導入時にもう少し時間をかけ、調査等していただいていれば、国民の信頼をなくすことはなかったのではないでしょうか。
9287	地方庁	その他(社会保険事務所)	・社会保険業務センターが管理する「旧台帳」の記録がWMで確認できない。 ・年金記録の判明が必ずしも年金額の増額につながらない。そのため、「統合されない手帳番号」が解消されない。 ・裁定後の3号期間中の厚生年金記録判明について、平成21年8月に「厚生年金資格喪失後の期間については3号特例とはせず、3号期間とする」旨の通知があったが、この場合「またく手続きをしなかった者」の方が「厚生年金に加入した時点で国民年金の喪失手続きを行い、喪失後の国民年金加入手続きを失念していた(1回は手続きを行った)者」より有利な取り扱いとなっている。 また、本来3号とはなれない期間(配偶者の厚生年金喪失中・配偶者が65歳以上となった等)の	・「旧台帳」記録をWMで確認することにより、期間照会(記録照会)業務が飛躍的に進むことが期待できるため、その作業を行うべき。 ・記録の判明により減額になる者については「現在の年金額」を保障する取り扱いをしない限りは「統合されない手帳番号」の解消につながらない。 ・3号期間についてはさまざまな問題があり、「年金を受給している者には現在の年金額を保障」した上で登録されている配偶者記録との突合せが必要ではないかと思われる。また、「いつ手続きをとったか」で取り扱いが変わるのは不平等であるため、取り扱いを平等にするべき。	・「この他に年金期間があったら必ず申し出るはず」と考えていた社会保険側と「国のやることに間違いはないはず」と考えていたお客様側の「意識のずれ」により生じた問題であるとの認識があった。平成15年に年金給付課に配属、その1年後くらいには、この「ずれ」の存在には気がついていた。	・当時は氏名検索等で本人と疑われる記録が検索されても、「事業所名」をそのまま申し上げることは許されていなかったため、「所在地」や「職種」などできる限りの情報を伝え、思い出してもらおうと対応していた。 ・現時点で見た場合「申し出たかったが、とてもそんな雰囲気ではなかった」という社会保険のお客様対応のまずさが、まず第一の反省点として挙げられると思う。記録管理の杜撰さ(生年月日入力の誤り・氏名のふりがな誤り)等も反省点として挙げられる。
9288	地方庁	その他(社会保険事務局)			年々累積していく問題だと思われました。 どこかの段階で大きく取り組む必要があると思いました。	ハードウェア的な問題点が多分にあり、個人で出来る範囲に限界があると思いました。 現在WMで台帳検索が可能となり、以前とは比較にならない程業務効率が向上したと思います。 検索機能等の向上が必要だと思いますので、システム的な改善が必要だと思います。
9289	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		基礎年金番号導入後、統合されていない手帳記号番号が多数あることは問題だと認識していました。	国民年金の加入手続きの際に、他の年金番号をお持ちでないかの確認を行っていました。また市町村役場へ同様に依頼していたが、繁忙期など、確認が不十分なこともあったと思われます。
9290	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	お客様ご自身が、年金記録の情報提供を受け、確認していただくことが一番重要であると思うので、ねんきん定期便などのアプローチを確実に実施していくことが今後の記録漏れ等を発生させないためにも必要だと思う。	基本的には裁定請求時にきちんと記録統合を行っているものと思っており、未統合の件数は把握していなかったがそんなに多くないという認識で、年金記録問題という問題意識は薄かった。 [redacted]受給権発生日前の期間追加」(記録漏れ)は支払調整係が再裁定により対応することを知っていたが、平成19年春頃の報道で、初めて件数等の全体像を知った。	報道以前は問題意識が低かったせいもあり、対応しようと行動は起こしていない。反省点としては、①「未統合の記録があることは問題である」という問題意識は薄かった。②裁定請求時に記録統合すればよいという考え方③裁定請求時に記録確認がしっかりされていない点④オンライン以前の古い記録について、記録整備がされていないことや機械照会に対応できていない点などがあげられると思う。
9291	地方庁	その他(社会保険事務局)	旧法厚生年金(特に最低補償額の遺族年金)受給者の裁定原簿の厚生年金記録が月数をあわせるため適当に入力されていることが多い。特別便を原簿記録で送付しているため照会、トラブルの一因になっている。昭和15年から厚生年金に加入しているようなありえない記録が届いているケースもある。 年金特別便で本庁からの回答で記録なしとされたものを持参される方の厚生年金記録があっさり見つかる例が多い。特別便を減らすために適当な調査で済ましているのではないかと思ってし	裁定原簿記録と厚生年金記録の突合を行うこと。 他庁照会を行ってから本人へ回答すること。 各県のマイクロの収録状況を確認すること。	整合性のない記録が多々あることがあったため、見つけたときはその都度補正をおこなってきた。おかしな記録を見つけるたびになんとかしないといけないという大変なことになると思っていた。長官がこられた時に意見を求められてそのようなことを書いて提出したと思う。 昭和63年頃地方での記録補正が可能になったときに庁から送付された事故リストの数がすごかったのを記憶している	接客の際にはWMにある古い記録は絶対だと思わずに対応していた。いろんなことを一時期につめこんで実施したため同じ人に何度も同じような通知がいってしまって混乱を招くことになった。業務に見合うだけの人員が足りない。
9292	地方庁	社会保険事務所長	公表されたいる以外は知りません。	謝金職員等を雇用し回答処理を行っているが、記録が見つからないと判断することは慎重におこなわなくてはならない。 通常業務との兼ね合いもあるが、ベテラン職員を配置し取組むことが解決にむけて重要だと思います。	相談コーナーに在籍時(平成13年)相談の際、名寄せ記録で本人のもの思われる記録があっても、こちら側から会社名を伝えることが出来ず、いろいろヒントを話対応したが、本人からの申し立てがなければ本人記録と判断できなかったこと。 会社名の申したてがあり索引するも、生年月日の相違、名前の読み方の相違等あり非常に時間のかかる作業だと認識していた。	年金特別便を全国民に発送する前に、管理している記録がどのように管理されているかきちんと検証してからおこなうべきであったと思う。 現場から見ると、非常に計画性のない、短期間での作業となっていると思う。 そのため、体制も整わない中、1人の方に何通も特別便が届く、再裁定に時間がかかる等のことで現場は、電話と窓口対応で混乱した。
9293	地方庁	その他(社会保険事務所)	ねんきんダイヤルの電話対応について、ねんきん特別便の業務センターからの回答について、詳細について聞かれると、最後には住所管轄の社会保険事務所に問い合わせてくれと説明しているが、業務センターで回答出しているのと、本人からの回答表も事務所にはないため、事務所では本人にたいして詳しい説明ができない。本人はねんきんダイヤルにかけても解決せず、事務所にかけても解決しないために電話のたらいまわしや、ねんきんダイヤルの対応の悪さに、ねんきんダイヤルはお金の無駄なので廃止するべきと良く意見をいただいています。 ねんきん特別便回答ダイヤルにこちらから電話をしても事務所から本人に説明してくれと言われるし、本人の特別便の回答にたいしても一週間以上回答表のFAXが時間かかる、こちらでは調査回答していないため、事務所から本人に説明するにではなく、回答している業務センターから直接本人に説明してほしい。被保険者はこういう事情を知らないために、たらいまわしだ、なんでそんなに時間がかかるんだ、と良く言われます。	業務センターからの回答の中にねんきんダイヤルではなく、回答している業務センターの電話番号を問い合わせ番号として入れるべきであると思います。 回答しているわけですから、事務所にまわすのでわなく、回答しているところが最後まで責任をもって説明するべきではないでしょうか。 回答が届いてないかたにたいしても業務センターでは回答を再交付できないので、本人からの回答表をFAXするから回答を再度事務所からしてくれというのはおかしいのではないでしょうか。	消えた年金記録はマスコミで騒がれるまで認識していませんでした。	反省点は私出張の管理や、台帳(マイクロ)の管理をきちんとするべきだったと思います。 年金の手続きや納付など、区市町村と事務所で別れているのが問題だと思います。手続きや納付は国民の皆様の利便性からして、圧倒的に数が多い区市町村で行うのがいいのではないでしょうか。 接客の時に消えた年金記録について意見をいただく事が多々ありますが、私が対応したのは、過去の記録がなくなっている方がいるという事実を認めたうえで、今の私たち職員はきちんと事務処理をさせていただいていると説明しています。
9294	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		基礎年金番号が始まる平成9年1月以前は、年金記録問題についてあまり意識することはありませんでした。 基礎年金番号がスタートしてからは、過去記録の整理・整備により一定程度整理がつくと考えていました。 また、裁定請求の時点で、本人の申請により年金記録をきちんと調査した上で、年金記録を確認し正しい年金をお支払いすることが最善の策と考えておりました。 私自身、オンライン完成後の採用でしたので、紙の台帳で管理していた頃を経験していない上、紙の台帳からオンラインへの切替は間違いなく行われているものだと認識していました。 しかし年金記録問題に携わるうち、マイクロとオンライン記録の相違が数多く見つかる等があり、オンラインへの切替作業がどのような体制で行われていたのか、ここに原因のひとつがあると思	お客様の立場に立って、申立があった期間の記録を探し出すよう努力してきました。 現時点で見た場合、オンラインへの切替時、基礎年金番号導入時の体制に問題があったのではないかと思います。
9295	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。		すぐに解決できる問題ではないと感じていました。マスコミで取り上げられて初めて知ったことなので、時期はその頃だと思います。	大きな問題としては、地方庁と本庁との間に意思疎通がとれていないことだと思います。これは、記録問題にかかわらず、すべての事業に言えることだと思います。
9296	本庁	その他(本庁)	2009年10月入庁したばかりで知りません。	将来的には画像データ活用等いろいろあると思いますが、まずは「年金特別便」「年金定期便」等の既存施策の徹底フォローだと思います。	1. 紙台帳からコンピュータ管理への移行期における確認不備と 2. 基準の徹底不足と認識しています。	反省点としては、業務処理における基準(マニュアル等)の整備とそれを徹底させる仕組み作りだと思います。又、PDCAサイクルを確立し基準を常にブラッシュアップする仕組みも大切だと思

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9297	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません		長い歴史の中で、手作業から電算機管理等への切り替え等において発生したヒューマンエラーやプログラムミス等がつみかさなったもの	地味な作業だが、ひとつひとつを丁寧に確認していくことが必要
9298	地方庁	その他(社会保険事務所)	以前から指摘されていた事柄ではありますが、第3号被保険者特例措置該当届の問題があります。 3号を遡及認定する場合、配偶者の扶養に入っていた(あるいは無収入であった)という証拠書類が揃えられず、結果的に未納扱いとなってしまう場合があります。 過去記録の統合作業が進めば進むほど、浮き彫りになってくる問題かと思われます。 それに付随して、受給者の3号特例問題もあります。3号特例の申出日＝納付日という扱いのため、受給者の3号特例届が提出された場合、返納が出てしまうケースが出てきます。 先日庁から出た通知は、現行法に対して、かなりグレーゾーンのものだったと記憶しています。	現行法では対処のしようが無く、法改正を望みます。通知通達で対応していくのには限界があります。法改正無きまま対応を続けると、庁の通知自体が法律違反であった、などと後になって判断されかねません。	平成17年に入庁しましたが、当時から認識はありました。ただ、具体的に5千万件という件数が発表された時は、驚愕しました。	残念ながら、職員個々人で対応できる事には限界があると思われます。 裁定時の過去記録確認についても、調査する人間のスキルが大きく関わると思いますので、私自身、どのように対応したかというよりも、名寄せ対象者の統合作業を円滑に進める以外にできる事はありませんでした。 基礎年金番号の制度・概念自体は間違いでは無かったと思います。しかし、未統合の手帳記号番号の件数は、毎年公表するべきではなかったかと思います。 結果的に、もっと早く手をつけなければいけない問題であったことは間違いありません。
9299	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	現状のまま、1つ1つ処理をしていくしかないと思います。	今年の4月に採用されたばかりなので、問題が存在することを知ったのは採用以前でした。 年金記録問題に関しては、重要な問題だと認識しております。	[redacted]第三者委員会への審査進達事務をしておりましたので、年金記録問題に直接かかわってまいりました。事務所より進達された申立書を事務局にて滞留させることなく、最善をつく第三者委員会へ進達してまいりました。 反省点としては、事務局サイドから見てみると、各事務所間において事務局に進達される時間(申立日より事務局へ進達される日)の温度差がかなりあったにもかかわらず、事務局より『書類は受付をしてから10日以内に第三者委員会へ進達しなくてはいけない。』ということを強く言えなかったことです。 第三者委員会が発足して事務処理マニュアルができた当初より、事務処理に関する決まりごとの厳守を徹底できていれば、各事務所間での温度差はあまり感じられなかったと思いますし、期
9300	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金保険の戦歴原簿に適用事業所名称の一部または全部が相違している事例や、昔の事業所整理記号の切り替えの影響とおもわれますが、戦歴原簿がなく、『ねんきん特別便』や記録照会回答票に、『厚生年金保険』と表示される事例が多数みられます。 これにより、被保険者や受給者から照会を受け信頼を損ねる一因になっています。 なお、戦歴原簿が相違していると、そこで加入されていた方のねんきん特別便や記録照会回答票が全て相違することとなってしまうため、影響は大きいと考えます。	戦歴原簿が一部または全部が相違している事例については、業務センターに依頼し訂正することで回答を行ってまいりました。しかしながら、訂正までに時間を要することから照会者に不信をもたれる一因となっています。 そこで、各事務所にも適用事業所名簿がありますので、それにより各事務所において訂正を可能とすることで迅速な回答が可能になると考えます。 『厚生年金保険』と記載されるものについては、被保険者名簿等を確認し、記録照会回答票等に手書きで記載することで回答を行ってまいりました。しかしながら、それはその場1回限りのことであり、以後の年金相談などで確認した結果を永続的に管理する必要があると考えます。 そこで、被保険者や受給者個人の年金記録に直接入力を行い、個人毎に適用事業所名等の管理・照会を可能とすることで、今後の迅速な対応が可能になると考えます。	厚生年金の期間調査や年金請求の事務をしているときに、今回のような基礎年金番号に登録されていない手帳番号があることや、WMに氏名等が登録されていない記録があること、基礎年金番号制度ができる前に各制度で番号が付番されており整理が済んでいないもの、同制度内でも重複して番号がとられていたもの等がみうけられることは知っており、それは被保険者や受給者からの期間調査や年金請求の際に調査確認し訂正登録統合することで解決できるものと考えておりました。 しかしながら、基礎年金番号に登録されていない記録が5000万件あることや 氏名等が登録されていない記録が400万件あることを知ったとき、それが被保険者や受給者からの期間調査や年金請求の際に調査確認することだけでは、解決できない問題であると知りました。 今思えば、年金は何十年もの長期にわたるものであり、その間ご本人が短期間加入されていた場合等で、手帳を紛失され昔加入されていたご記憶がうすれている場合は、期間調査や年金請求の際に完全な確認ができるはずもなく、こちらから加入者全員にお知らせしなければ解決しな	これまでも、被保険者や受給者からの期間調査や年金請求の際には、ご本人のものではないかと疑われる記録が判明した場合には、電話や文書でご本人の記録であるかどうかを確認してまいりました。 しかしながら、申出がある方はともかく、そもそもWMに記録がないもの、申し出がない方等は、それすら不可能であるため、氏名等が登録されていない400万件への対応等には積極的に対応してまいりました。 これまで申出がなければお知らせすることがなかったという点が最大の反省点であると考えます。それを踏まえ、今回の申出がなくてもお知らせをする『ねんきん特別便』や58歳通知等は、たいへん意義のあるものと考えます。
9301	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	一つ一つこなしていくしかないのではないでしょうか	疑うことがなかったので大騒ぎになるまで知りませんでした	一人一人丁寧にお客様にせっしていく
9302	地方庁	その他(社会保険事務局)	周知の問題以外には、知っていることはありません。	期間を定めて、専門で担当する人員を確保して処理に当たる必要があると考えます。	個別に対応する問題だと認識していました。平成17年から平成18年頃だったと思います。	領収書等の資料の提示を求め、当時の状況を聞き取って判断をしようとしました。 現時点からみると、庁全体での基準がなかったため、事務局ごと、事務所ごとに判断が異なってしまう可能性があることが反省点として挙げられると考えます。
9303	地方庁	その他(社会保険事務所)		人とお金と時間をかけて、可能な限り未特定の記録をなくす。	完全解決はできない問題。 マスコミ等で、年金記録問題が大きく取り上げられた平成19年頃。	お客様の照会申出に、可能な限り回答してきた。 記録の管理に関して、長期的な視点が欠けていたこと。また、自分も含め、職員自体にもお客様の長期的な記録管理を行っているという意識が不足していたこと。
9304	地方庁	社会保険事務所課長級以上	国民年金保険料納付について、紙台帳において年度納付月数管理しているものについて、各月変換する際に、明文化した取り決めがなく、処理した時期、担当箇所によって取り扱いが違っていたと思います。 よって、6ヶ月納付の場合、4月から9月にした場合と10月から3月に納付記録変換したケースがありました。被保険者ご本人に確認したことはほとんどの場合なく、事実と相違した納付記録(納付月)になっていると思われます。	国民年金保険料の納付においては、特に昭和46年度以前分については、月毎の納付確認をするのではなく、年度単位での納付月数を勘案して納付記録確認をさせていただく必要があると思料します。	年金制度と組織の信用失墜および国民の皆様を不信、不安な渦中に陥れた社会問題であること。また、自分自身の積み上げた公務員生活を基盤から覆され、否定された様な由々しき問題です。 平成18年ごろと思います。	失った信用の絶大さを真摯に受け止め、信用を取り戻すため、正しい記録の綿密な調査、コンプライアンスに則った事業、事務の実現および接遇はもとより、24時間一社会人として恥じない行動に努め、お客様の目線、感覚をできるだけ意識また聞き取り、正しい年金制度と記録を提供することに努めています。一日でも早く皆様の記録確認を完了させるのが使命と努力していますが、正しい制度理解をいただけない方等の記録調査、相談対応に割かれる時間は、膨大であり問題視すべきことと思います。 また、記録確認調査は、事務所において消化できかねる事務量であること、記録が確実にオンライン確認できない中(カセット管理や今後つき合わせによる補正が考えられる)での現場調査は、修正される可能性のある回答では、今後新たな不信感を煽る結果となり、いつまでたっても信用いただける組織になれないと思料します。 また、時間を要することで、事実お亡くなりになられる方々もいっらしゃる中、突き詰めた記録確認だけでなく、解消方法の見直しも必要であると思料します。
9305	地方庁	社会保険事務所課長級以上				基礎年金番号導入時において、他年金番号の所有についての調査・確認、および統合処理が不十分であったことが、反省点として挙げられる。
9306	本庁	その他(本庁)	ありません。	現行方策をすすめるべきだと思います。 そのために、台帳等のデータ化などさらに効率をあげる方策をとるべきだと思います。	入庁直後(平成15年4月)に年金記録問題を認識しましたが、現在と同じ認識であり、変更ありません。	組織として真摯に反省しなければならない問題と考え、事務所窓口相談や戸別訪問などを行う際には、一件一件誠心誠意をこめて対応させていただきました。
9307	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	・承知していない。	・半世紀以上も前からの記録を短期間で全て解決することは、不可能である。どこかで区切りをつけて、記録問題を専門に扱う事務センターのようなものを中央に設立し、処理していくしかないものと思う。相当な期間を要することになる。	・大変重大な問題であると思いました。 ・整備されずに放置されていたものも含めて、5，000万件もの膨大な記録が存在することは、マスコミで騒がれるまで知りませんでした。 しかしながら、基礎年金番号制度が導入される前までは、各制度ごとに付番され、厚生年金と国民年金等の記録は制度上統合されず、それぞれの制度で管理されていたため、発足時点から存在していたものである。 ・コンピューターシステムが導入される前は、現場の事務所では、業務センターが示したマニュアルに従い、被保険者記録を毎週業務センターへ進達していました。現場としては、当然記録は整備、登録されていたものと思っていました。	・時間はかかるが、被保険者個々について、確認、整備していかなければならないと思った。 (反省点) ・半世紀以上も紙で管理していたことも一因であるが、現在のようなコンピューターシステムは、当時存在していないため、加入者全員の記録を正確に把握、管理することは無理があったと思われる。当時、今のようなシステムがあったとしても、人が管理する以上、100%完全ではない。 ・各制度それぞれで年金番号を付番していたが、ほとんどの方が現役の時点では何の支障もなく、年金の請求時点で初めて記録を統合していたこと。 ・基礎年金制度を導入する前に、各制度の記録を被保険者に周知し、確認、整備すべきであった。 ・社会保障番号のようなものを、出生時に付番すれば、今後はこのような問題は限りなくOになる
9308	地方庁	その他(社会保険事務所)	存知ません。	信頼を回復出来るよう、真摯に取り組むことが重要と考える。	コンピューター管理される以前に発生した記録漏れが、主として見つかったものと認識していた。 2，3年前にマスコミ等で取り上げられた頃と思われる。	信頼回復に向け努力するしかないと考え、日々取り組んでいた。 古い記録もきちんと確認できるよう、最低限のものは残すべきだった。 記録確認等のチェックが、しっかりできていなかったと思われる。
9309	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	現行システムについては、基礎番システムが確立し、定期便による点検など、完備されつつあると見ております。過去記録に関しては、ご本人への照会等を丹念におこない、地道に行うしかないものと思います。 むしろ、危惧されるのは、現在の新規適用時、定時決定時等の調査が果たして万全なものか。集約処理のなかで、緻密さが失われているように思われます。今後年金記録問題を生じさせないためにも入り口での審査・点検体制にも着目する必要があると思われます。	平成9年の基礎番付番時に、記録の不備がかなりのものであることを改めて認識し、この状態で基礎番付番、通知してよいものかと思いました。ある程度記録の整備を行ったうえで付番すべきではないかとも思いましたが、基礎番システムの導入が遅れれば問題がさらに拡大したので、付番のタイミングは、あの時点ではよかったものと思います。ただ、基礎番付番後の過去記録整備があまりにも不十分であり、また、記録問題に対しての関心が低いもので、いずれ問題になるとは予想しておりましたが、これほどのものになるとは思いませんでした。	担当者のレベルでは、事業所に対し、他手番を持っている方は事務所に申し出るように周知はしましたが、徹底できませんでした。 反省点 問題意識が希薄であった。 問題を先送りする傾向があった。 年金制度を根底から支える記録の整備の重要性を職員一人々々が深く認識し、職務に当たる必要があります。
9310	地方庁	その他(社会保険事務所)	氏名漢字の読み方、入力の違いで同一人物の記録が統合されていなかったり、本人が生年月日を偽って就職していたりして、記録が統合できていなかったりするケースが見受けられた。 また第3号制度の周知が徹底されていなかったことにより、未納になっていたり 過払いのケースもあった。	市町村との連携で戸籍に登録されているとおりの氏名の読み方、住民票の異動届が出されたら、年金記録のデータにもリンクされるようにした方がいいと思う。 第3号制度については、配偶者が厚生年金加入していれば、自分も厚生年金加入だと思っている人が多々いる。配偶者の就労状況によって第1号になったり、第3号になったりという制度はわかりにくいし、その都度の手続き漏れも出てくるので、第3号制度は廃止にし、国民年金、厚生年金、共済年金とも一元化したら制度がわかりやすいと思う。	年金記録問題が存在していたことは平成15～17年頃に知った。社会保険事務所に勤務するようになってはじめて、第1号、第2号、第3号とか種類があることも知った。それまでどこでもそのような事を教えてもらった事も無かったので、周知活動を若い人からやっていかないと、納付義務意識も出てこないと思う。 国民一人ひとりの年金に対する知識がまだまだだと思う。 また氏名が変わったり、勤務場所が変わったりするときに新たに年金番号が払い出されたりして、未統合につながったりするのだと思った。	窓口対応の際に、そのようなことがないか、また起きないようご自分の記録を確認して頂くようにした。氏名の読み方等も確認した。 反省点としては、やはり職員のこれまでの意識と長年の記録管理のずさんさは否めないと思う。
9311	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	年金記録に関しては、確認できるものを全て照合したうえで整備をしていくことであると考えますが、現在は、本人からの照会に対して出来る限り迅速に回答を行っていく事と考えています。	年金は老後の生活保障としての重要な役割を担っておりますが、年金記録が整備されていないままで多数の年金受給者が存在していることは、老後の生活設計において年金受給者本人が不利益を被っている状況であり、年金制度の基本を揺せるような深刻な問題であると受け止めています。 また、杜撰な記録管理を行っていたと思われても仕方がないような、組織の信頼を損ねる問題であると考えています。 年金記録については、これまでも年金の裁定請求時点で、本人からの申し立てにより発見できた記録もありましたが、統合されていない年金記録が多数存在している事実は平成19年の年金記録に関する報道により知りました。	年金記録照会及び特別便の回答により、年金記録調査の申請が殺到したため、年金記録問題の対応を最優先として事務所内の全職員でシフトを組み、窓口の対応及び記録確認調査に当たりました。また、年金記録に関する来訪者が急増したため、事務局からの職員の応援を仰ぎ対応するとともに、書類の整理及び期間調査のための臨時職員の雇用により対応してきました。 未統合の年金記録に関しては、平成9年の基礎年金番号導入の際に、後追い調査が出来なかったかと考えます。また、基本的には年金番号があれば年金請求の時点で記録の統合が可能であるとの見解も聞いておりましたが、そのためには被保険者に対して年金手帳の重要性を周知すべきではなかったかと考えます。 年金記録問題発生後の対応については、全国の事業所及び年金番号払出の検索システムを早期に導入すべきであったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9312	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特にございません	問題解決は、①記録の補正②ご本人様への文書による確認③対面による確認に大別されると考えます。 記録の補正につきましては、名寄による統合、特別便の回答による補正、今後の紙台帳との突合にる補正により大方は補正は完了すると思います。ただ、紙台帳との突合については、コンピュータ記録が正しく補正されているケースもありますので、一律に紙台帳の記録に合せないよう注意が必要であり、第二次の問題を発生させないよう検討が必要と考えます。 ご本人様への文書による確認については、定期便等でご確認をいただくこととなりますが、年金制度に無関心の方々も一方でたくさんおられますので、対面による記録確認が大切と考えます。 特別便のご回答をいただけていない方々へのフォローアップも行ってまいりましたが、最後には、年金の裁定請求時にご本人様と対面し徹底的に記録の確認し、ご満足いただきお帰りいただきたいと思います。また、郵送にて請求いただいた方々にも、必ず当方から電話等により連絡を行い、記録の確認を行うなど徹底した取り組みを長期に行う必要があります。そのためには、年金窓口体制の充実が必要と考えます。 また、基礎年金番号導入時に被保険者の住所を登録いたしましたが、受給者の住所はそのつど変更届がでてまいりますが、被保険者の住所の変更届の提出状況が非常に悪いので住民基本台帳との相関関係を築き即時の住所把握が出来ないものか検討する必要ありと考えます(被保	戦前、戦後国民の方々は、年金に関心が無く「健康保険だけで年金はいらない」「手帳(被保険者証)を入社時に渡すと職歴、年齢がばれる」などにより取得時に手帳の添付がなかったり、偽名・年齢を誤魔化して届出をされていたことがケースも少なからずあったと思います。 適用課で名簿の担当を行っていた時期がありましたが、当時はコンピュータもなく被保険者名簿に氏名・生年月日・取得・喪失・報酬等の記入を行い、本庁に進達を行っていましたが、現在のレベルから考えるとあまりにも原始的な作業を近年まで手作業で行っていたものだと・・・当然のこととして誤記入もあったと思います。	年金給付課の窓口で裁定請求書を受付する場合、ご本人の職歴とコンピュータ記録とを突合し、記録に空白期間がある場合には、ご本人の記憶を探りながら、職歴検索・マイクロフイルムを活用し、別記録を発見した場合は、氏名訂正なり生年月日訂正なり基番統合・補正処理を行ってまいりました。当時は裁定請求時に補正処理を行うとの方針でした。 当時は、コンピュータも無い時代でもあり名簿に漢字のみで記入していましたが、氏名のふりがなを届出いただき登録していればと思います。また、オンラインへの切り替え時に今回のような作業を行っていればと反省いたします。
9313	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	なし	件数をこなすこと	この問題の発覚時	とにかく1件づつ解決する。また、コンピューター管理を早くから導入されたとすれば記録問題も緩和されたと思います。
9314	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		国民一人一人の記録について、確実に基礎年金番号に登録し年金番号のままにならぬよう処理していくしかないと考える。	平成9年当時、年金給付課で実際に老齢年金裁定事務に携わっていたが、請求者本人の記録で間違いないが思い出せないというケースは多々あった。丁寧に対応することで、ご本人の記録として統合して裁定事務処理を行っていた。	記録を浮いたままにしておけないので、ご本人への根気強い対応、または過去の記録について、氏名漏れ等があった場合には、管轄事務所へ照会等行って、記録整備に努めてきました。 管轄外の事務所等とやり取りする中で、 「本人の申し出がない記録」については統合せずに裁定処理を行っているとの事実があることを知りました。人員不足の中、増加するばかりの裁定処理件数を捌くために行ってきたことがこういった事態を引き起こしたのだと考えます。国民一人一人の大切な記録であるという認識不足であったことを反省すべきです。
9315	地方庁	その他(社会保険事務所)			報道等でとりあげられるようになってから年金記録問題の存在を認識するようになったと思います。機械上の記録と実際の記録が違うことはたいへん大きな問題であると思います。	窓口に来られたお客様に対しては十分な聞き取りをし、少しでも記録判明につながるように努めました。一人の人にいくつもの年金番号があって記録がつながっていなかったりしているので、番号を払い出すときには過去に年金に加入したことがないか十分に気をつけるべきだと思います。
9316	地方庁	その他(社会保険事務所)	いまだ、カセットオープンされていない台帳がある。	きちんとチームを立ち上げてほしい。	平成19年5月ごろ、本人の記録に結びつかない年金記録が多数存在する ことを知り、大変なことになったと思いました。	お客様の立場になり、ひとつ、ひとつの記録をあらゆる角度から、点検し、 少しでも早く年金に結びつく記録をみつけるよう努めたい。
9317	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし		5000万件の中に浮いた年金について、基礎年金番号制度発足時における他年金手帳番号登録の漏れとして認識 手作業にて管理していた記録をコンピュータに移行するときに漢字で記録されていた氏名をカナに変換させたことにより、本人と異なる名前となり記録統合時に記録が判明せず手帳番号のままに残ってしまった問題については認識していなかった。	年金相談時や年金請求時など機会があるごとに基礎年金番号以外の記録についてお尋ねし、番号登録を進めてゆく。 ねんきん特別便の発行について、社会保険庁が保有している年金記録の整備が完了せずに送付をおこなったために、受給者や被保険者の皆様への照会を複数回行うこととなり、事務処理及び経費的な面ならびにお客様の手間などに余計な負担がかかっていると思う。
9318	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金標準報酬の記録改ざんについて 国民年金と違い厚生年金は、事業主が保険料を納めても納めなくても、年金額に反映してきます。 多くの滞納事業所の社長は、滞納している分まで年金をもらう意思は無いと思います。 報道などにより世間一般では、社会保険事務所の一方的な持ち掛けにより、不正があったかのような認識がされていると思います。 事実関係として、法律に明記して無い事をやるのは違法ではありますが、前段に掲げたような法律の不備がある中で、いわば職員の性善説に基づき行われたと見るのが、自然ではないかと感じます。	年金法律・記録の単純化	年金記録問題は、ねんきん特別便が始まった頃の時期、問題がある人・無い人日本の誰もが、 年金記録に不安を持ってしまったとういう点だと思います。	問題がある人に対しては、支払いが遅れてもちゃんと支払う旨の説明をし、 問題が無い人に対しては、心配が要らない旨の説明をし、 お客さんが過度に心配しないよう対応しました。
9319	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成5年4月採用であるが、国民年金部門についてはその時から、いつかこの様なことになるのでは？という予感はあった。しかし結果として市町村より事務を引き上げる前は対象外ということであり厚生年金、国民年金ともに新聞報道等されてからの問題認識となった。	非は非として認め真摯に受け止めたが、是は是としてなるべく主張したつもりである。 問題点としては広報と考えていますが、結果論で物事を語られる昨今、事実のみただ伝えるだけでなく、法案成立やシステム導入の経緯、歴史、背景など を伝え主張する闘う広報として努めるべきであったのではないか
9320	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	わかりません	年金記録問題が発生するまでは、年金裁定時に本人の職歴を確認しており、仮に手番が統合されていなくても裁定時には統合されることとなるので(本人が職歴が違っていると申し出られることとなるため)特に問題だと認識していませんでした。年金記録問題が発生し、多くの方が来所され、本人が年金加入をしていることを覚えていない(加入期間が短いため忘れている場合)や加入していたこと自体を本人が知らない場合などのケースがあり、必ずしも申し出されるケースば	本人が基礎年金番号をいくつも持たないよう、厚生年金取得時や国民年金加入時にはしっかりと確認するようにしている。ただ年金についての理解があまりない方もおられるので(将来もらえないのでは？などの不安ばかりが先行して厚生年金加入される時に年金番号が全くわからないなど)年金についての理解を深めていく努力が必要だと思いました。
9321	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		大変困った問題だと認識しています。存在を知ったのは、マスコミ等で取り上げられてからです。	現在、年金担当ではないので特に対応はしていません。年金の請求に来られる方は、高齢の方が多く、自分の職歴を忘れておられる方も少なくないと思います。そういう観点から、被保険者一人一人の記録を管理していく必要があると思います。
9322	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	政治の問題 選挙の時に報道で知った	
9323	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	ねんきん特別便等の回答票の申し立てによる職歴と「事業所名簿」、「被保険者原票」等の紙媒体による記録との徹底した突合、調査	社会保険庁に対する国民の不信感 年金記録問題の存在時期を意識したのは不詳 (マスコミによる報道時期？)	年金特別便等の回答票にある職歴の申し立てに対する徹底した調査、被保険者等に対する納得のいく回答を心がけた 紙媒体による記録を磁気媒体に収録する際の事務処理の不手際、確認不足
9324	地方庁	その他(社会保険事務局)		インターネットによる記録確認が可能であることの周知。 特別便・定期便の不明点について問い合わせするコールセンターの増設。 (電話がつながらないため、特別便・定期便の記入方法がわからないまま、 返送される事例が多い。必要項目の記載もれが多く、調査が難航し、 結果、被保険者への回答が遅れる場合もある)	特に、電算化以前の記録もれが多いが、記録もれを随時、発見・調査・補正されていくような仕組みがなかったことが、問題を大きくしたのではないかと思った。記録調査業務を始めた2年ほど前から、実感するようになった。	昔のことであるため、被保険者も正確に当時の住所を記憶していないことも多いが、調査にあたり重要な項目であるため、丁寧な聞き取りを実施した。 今は、払出簿の縦覧・還付整理簿の縦覧等、パソコン上で可能となったが、 昔は、目視でしていたため、非常に時間がかかった。調査がスムーズに行なえる体制があれば、調査の滞留件数を抑えることができたのではないかと思った。
9325	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	年金については、複雑な制度であるため、なかなか機械的な作業は難しい思うので、人を年金問題の解決に集中させるしかないのではないか。	制度設立当初から、事務処理は適正にされているものであると認識していた。 今回の記録問題については報道等で具体的に問題が存在することを知った	お客様の相談に対して、丁寧な聞き取りを行い、記録を確認ずるに当たり参考等なるものをできるだけ収集するようにつとめた。 紙台帳からオンラインへの切り替え時の複数名によるチョックをするべきっだったと思う。 また、検認情報についても複数名によつてチョックをするべきであった。 国民年金の納付記録については、住所変更を行ったときの事務処理上の統一したマニュアルが必要であったと思う
9326	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	対象件数が多く、今回の対応だけでは解決できていないと認識している。 今後は、年代別に確実に対応すべきと思う。	年金を受給時に統合、補正処理を実施すればよいと認識していた。 今回の問題が平成19年頃からマスコミに取り上げられ、旧紙台帳のすべてが「WM」に収録されていない事実を報道され、大変ショックを受けました。	現場の職員としては、お客様に誠実に対応するしかありませんでした。 この問題は、色々な経過があったことは承知していますが、組織の取り組みの悪さが最大の原因だと思います。
9327	地方庁	その他(社会保険事務局)	公になっていないことで私が知っていることはありません。	コンピューターの記録と台帳とを突合する。 同一人の可能性のある未統合手帳番号について被保険者本人にお知らせをする。	基礎年金番号導入時の制度の周知不足、紙の台帳による管理からコンピューターによる管理へ移行する際の人的ミスによりおこった問題と認識しておりました。 記録問題の存在を知ったのはマスコミ等で報道されてからです。	勤務時間終了後や休日にコンピューター上の記録と紙台帳の記録との突合作業などに参加しました。 反省点としては紙の台帳からコンピューターによる管理へ移行する作業があまりにも短期間で行われた事だと思います。アルバイトや派遣職員等にやらせるのではなく、職員の手で一つ一つ時
9328	地方庁	その他(社会保険事務所)		複雑な制度なのに、申請主義で進めていくには無理があると思います。年金制度を簡略にするか、義務化して申請がなくても強制加入し、年金・労務・保険など一元管理とかが記録漏れがなくなると思います。	過去の整備されていない時代の記録を整備してこなかった積み重ねと、現在でも何十年も前の通達があるからといって、細かく現状に合わせた窓口対応で使える統一指示がなかったため。 問題を知ったのは新聞報道が最初です。	問題点の再認識と過去台帳と本人申立の整合性からの記録補正。窓口業務では記憶を思い出しやすいように誠実に対応。 年金裁定時での補正ではなく、現存加入時点での訂正と被保険者にも資格期間を意識してもらうような案内がなかった点。基礎年金番号ができたときに手帳番号統合の不徹底があった点。
9329	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	特になし	国会答弁の中でそういう事実を知りました。 これまでの事務処理のずさんさのつけが、今の世代の職員にまわってきた感がある。 年金を支給してやっているという、職員の意識が強かったのでは。 年金請求時に確認すれば良いという考え方があまりにもあたりまえに定着していた。	特になし。 個別に一件一件誠意をもって、対応しなければ、解決の道はないのでは。 受給者は高齢者が多いです。 年金に精通した者の育成が必要なのでは。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9330	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	謝金職員として平成18年12月から記録の整備に携わっていたので、021-1画面の不備があまりにも多くて驚きました。 平成19年以前に問題化されるべきだと思っておりました。	昭和61年のオンライン化を考えた時に予想された問題であり、20年も放置されていたことは大変遺憾な事と思います。 お客様の信頼回復と年金問題の早期解決に向けて、職員ひとり一人が全力で取り組んで行かなければと思います。
9331	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	過去の記録の確認および今後の解決にむけて職員の意識が同じでなければならないと思います。	年金記録問題は社会保険事務所の一職員でのレベルではなく、社会的な問題と考えます。採用になった頃から不完全な年金ファイルがあり、きちんと対応していかなければ大変だという意識をもっていました。	被保険者と接触する機会があった場合(国民年金納付相談および適用時並びに年金相談時)は、必ずその時点で判明した番号は統合の届出をいただき、過去の未加入期間については加入していただき保険料の納入(または時効)の説明を行った。基礎年金番号が導入されてからは接触したお客様の年金がすべて基礎年金番号に収録されていることとなるよう確認を行ってきた。 反省点としては自分の所属している係全体にそういう意識を訴え、こちらから赴いてでも年金記録の整理をすべきと主張したが当時の「届出主義」にねじ伏せられてしまった。 今後は今以上に職員の意識を高め、一人の年金記録はすべてひとつの番号となるよう努めてい
9332	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		基礎年金番号に未統合の記録があったこと。 正確な年金記録の管理ができなかったこと。 平成18年に知りました。	広報等により加入者、受給者に記録を確認していただくことにより未統合記録を減少させる。 基礎年金番号導入時やオンラインシステム導入時に適切な記録管理ができればよかった。
9333	地方庁	その他(社会保険事務局)	全ての記録がオンライン記録に正しく収録されておらず、不完全(氏名・性別・生年月日・資格記録等)な状態のものが多数存在している。	システム改善(全ての名簿等をオンライン上に反映させ突合できるようにする等)をするべきと思います。	年金記録問題(基礎年金番号に収録されていない年金番号)について、本来受給できる年金より過少になってしまい、受給者にとっては死活問題になりますので1日でも早く解決しなければならない問題と考えております。 知った時期としては、件数(5000万件)については新聞報道等された時期(2年位前)になりま	担当外業務として、社会保険事務所において窓口対応をし記録確認をしたり、休日出勤し補正作業(資格照会含む)等の対応をしました。 窓口対応(資格照会含む)においては人員の確保が必要になりますので、システムの改善等を行わなければ相当の時間を要すると思います。
9334	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金制度の存続に関わる最重要問題。平成18年頃。	記録問題に精通した職員、部署を配置し、効率の良い処理体制を目指した。 職員の意識の低さ。
9335	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	定期便等による回答により、地道に作業する。 被保険者、受給者に記録確認の協力依頼の広報を、メディア等により行う。	「どのような問題と認識」の意図が不明。 はっきりと認識したのは、5,000万件の存在が公となったとき。 潜在的な意識としては、 1. 昭和58年入庁時に審査業務として索引等を行っていた、旧台帳(29.10前)のマイクロ記録に収録されている氏名や生年月日が、判読不能(確認しづらい)のものが多く見受けられ、本人からの年金請求時の職歴と突合できないとき。 2. 社会保険事務所で適用業務を行っていたとき、取得届処理の際、厚年の新規加入として処理を行った時に擬重複手番となったものを確認するが、結局それに対する回答もなく、いくつもの手番が払い出されている現状があった。 また、届け出された取得届の生年月日が故意(本人の申し出)に変えられていることもあり、重複手番も必然的にあった。 事業主に確認しても意識は低く、訂正されることはほとんど無かった。 3. 基礎年金番号導入時に社保事務所の方と話をしたとき、記録確認がなかなか進まない状況であると聞いたとき。	1. 管轄社保に照会を行って確認できるケースもあったが、できない場合は、判明した時点で再裁定処理をしてもよいので、裁定処理を優先してしまった。 2. 取得処理時に擬重複手番が判明した場合、事業主に照会し、本人に他手番がないか等の確認を促したが、回答はほとんどなかった。
9336	地方庁	社会保険事務所課長級以上		事業所で働いていた期間は、全て厚生年金期間に加入しているものと認識しているお客様もいるなど、お客様個人で考え方が異なっており、相談には時間がかかる。また、現時点で自分の年金記録に興味を示さないお客様もおり、特別便・定期便を送付しても反応が無いなど、全てを短期間に解決するには厳しいと思う。今後も常に相談窓口を設け、紙台帳等に関する情報はオンラインに登録し、その情報確認法や年金制度の歴史等を職員がきちっと把握して対応していくし	未統合の手帳番号の存在(過去記録)は知っており、それに関しては業務センターが調査票(緑色)を送付して対応し、また国年資格取得時には、市町村担当より確認の問合せがあった。最終的には裁定請求時に確認し対応しているものと認識していた。ただ平成19年中旬に年金記録問題がマスコミ報道され、氏名検索しても出てこない氏名情報が不完全な記録が大量にあると知らなかった。	現時点で年金記録に関心のない被保険者については、今後も厚年加入時に疑重複など複数の記録をもち、調査票を送付しても回答が得られず、また後で同じような問題がおこるのではと思う。 国民年金については、資格取得・喪失のWM入力日が登録されるようしたほうがよい。
9337	地方庁	社会保険事務所長	なし	もう一度、未統合の5千万件がどうして起きたのかを国民の皆様に分かりやすく示すことが一番の方策と思います。 (理由) 1国民が理解してくれないとどれだけ人・物を投入してもなかなか進まないと思います。 2いまだに本人(家族も)が自分の職場を人に言えない状況にあり、国民の理解も十分ない中では、職員の士気はあがらず、今後退職していく人も増えなかなか進まないと思います。	1本人の記録に結びつく可能性のあるものがあやふやになっているという認識 2オンライン導入後	(これまでの対応) 1本人にヒントを与え、できるだけ記録に結びつくよう対応してきた。 (反省点) 1基礎年金番号を導入した時に本気で取組んでこなかったこと。 いまだにその当時の書類を未回答まま持っている人が多くおります。 2本庁の現場認識の低さと本庁の国民意識の希薄さ 年金記録問題が出てからも、お客様に「アのつく会社にお勤めになったことがありますか？」と言うことさえ本庁は止めていた状況にあった。今は逆に前面に出している。こんなギャップの差は、現場とお客様のことを本気で考えていなかったからだと思います。 3事務局・事務所職員の認識の甘さ 個人の記録の重要性について、自分も含めて本気で考えていなかったこと。
9338	地方庁	その他(社会保険事務所)	窓口・電話などの対応をしていて、いろいろな事例がありますが、特に知られていない問題は現時点では思い当たりません。		昭和56年に国民年金部に採用になり国民年金の仕事をやってきて、窓口に年金手帳を持参されたお客さまから「間違っている」等の指摘を受け、調査し訂正をしたことがありました。件数は年に数件しかなく、これほどの問題になるとは思ってもいませんでした。年金問題が社会問題になってからいろいろと分かってきて、とんでもなく大変な問題だと認識しております。	とにかく記録を正しく訂正をし、受給者・被保険者の方に納得していただく。このことを最優先に取り組んできました。
9339	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。		基礎年金番号が出来た平成9年1月以降、基礎年金番号への年金手帳番号の統合を基礎年金番号通知の際や資格取得届の際に行ってきたが、年金裁定請求時に最終的に確認を行なえばいいという考えのうえから、現在のような国民全体に呼びかけ、より積極的に年金記録を整備するという対策を講じることができていなかった。。 また、年金記録管理をコンピュータシステムで行うことが不十分であった。 年金裁定請求時の最終確認では年金記録管理が不十分との認識が示された、平成18年にこれまでの取組み方法では問題があると認識した。	今回の年金記録問題の解決に向けて、精一杯の取組みを職員と共に行ってきた。 反省点は、年金裁定請求時の最終確認で記録整備はカバーできるとの認識が、社会保険庁全体にあったこと。 年金記録管理について、計画的に整備していく絶対的なプラン、システムがなかったことが反省点と考えます。
9340	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	まだコンピューターに収録されていない記録についてはすべて登録する。マイクロ分、国民年金納付記録(納付記録変換)、ファイル創成等入力をし、とにかくコンピューター上完璧に整備する。その後現在確認している定期便等で国民の皆様に確認していただく。	特段認識はしていなかった。まさか記録が消えているとは思ってもいなかった。宙に浮いた5000万件については、基礎年金番号導入時、当然制度ごとの番号があるので、一人2つ以上の番号を持参していることは承知していたが、将来にわたり何かの折りに統合すれば良いと認識してい	5000万件については、基礎年金番号導入時に、徹底して統合処理をすべきであったと思います。 記録整備については、コンピューター導入時に完璧に切替えをすべきであったと思います。
9341	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	お客様にご協力いただきながら、現状のとおり、記録を確認していく他ないのではないかと考えます。	今年の4月より任期付として配属されましたので、すでに問題解決に向け、記録調査が進んでいる段階でした。年金制度そのものの信頼回復には、この問題の解決(なんらかの最終回答)が不可欠でなはいかと考えます。	現時点においては、お客様のお申出に対し、可能な限りの記録調査と、来所所時においては、ご本人の記録の可能性に対して確認させていただくよう、対応しました。 反省点は、これまで記録の確認について、年金の受給手続きまで特に確認方法がなかったことだと考えます。今後定期便などの本人への意識付けによって、このような問題は起こりにくくなるのではないでしょうか。
9342	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	全紙台帳との突合を行うとともに、市町村からもデータ提供をいただく等のご協力を得ながら一刻も早く正確な記録管理を行う。	国民の老後でも根幹部分である年金(記録)に誤りがあるという、国としてあってはならない事であると認識しています。	国民の皆様に多大なるご心配とご迷惑をお掛けしている事を肝に銘じ、お客様のニーズに最大限お答えしご満足いただけるよう対応しています。 問題点としては、非常に重要である個人情報を取扱う仕事であるという認識が、制度発足時から組織全体として希薄であった事だと思います。(チェック体制を含め全般に)
9343	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	平成7年～8年頃に年金受給者原簿の受給権者給付記録回答票の厚生年金の被保険者記録を基に健保・厚年の被保険者記録を塗り替えを行ったことがあったと記憶しています。 (私が在籍していたのは、社会保険事務所の業務課係員だったと思います。)	解決を行うには、膨大な作業が生じると考えます。 システムを活用し直すことは、可能か検証する必要があると考えます。	在籍しているときとは、いつのことですか？ 知ったのは、(6)でお答えしたように、平成7年～8年頃と記憶しています。	このようなことを行っていいのか、上司などに訴えたと記憶しています。 受給者原簿の記録と健保・厚年の被保険者記録が全て一致しているか、していないか、不利益が生じていないのか、生じているのか、組織として、どのような整理をして、このようなことを行うのか、確認が必要であったかと考えます。
9344	地方庁	その他(社会保険事務所)	・カセット保存記録が未整備の状態であること。 ・船員保険記録の整備が不完全であること。 ・基礎年金番号未収録の記録(手書記録)の氏名が力ナ表記の状態のままであること。 ・上記に伴うことであるが、基礎年金番号未収録の記録の事業所記号等が未整備(0表示)であること。 ・上述したように、記録に於ける諸問題が抜本的に解消されていないのに、再裁定(支払い)業務にばかり目が向けられている様に感じられること。確かに記録が判明された方に対するお支払いは早急にすべきことがらではあるが、根本となる記録が疎かになっては本末転倒となり、今後同じ問題が起きないとは言えない状態にあること。 ・窓口、電話の対応(マニュアル)が、実際に窓口のお客様からの相談に対応できていない部分がある(あった)。コールセンターの対応が不十分もしくは誤っており、事務所に再度問い合わせをいただいたりすることもあり、お客様に更なるご迷惑をおかけすることになる。また、窓口対応につき改善意見への反応が遅いこと。	人員を確保して上記(6)にあげた記録の整備を早期にすべきと考えます。また、作業を行うにあたり外部委託となるかと思われますが、管理統括者として記録整備等に知識と経験のある者を十分な人数配置すべきである。また作業経過等の管理指示を密にすべきである。そうしなければ、先刻の様な他人記録の統合等の誤処理を繰り返しかねないと考えます。 こちら側ができ得る記録の整備をせず、お客様に問い合わせをすることは非効率であり、不誠実でもあり、同じ方に何度も負い合わせさせていただくことは不信感を更に抱かせてしまうことになると考えております。 また、処理状況等の報告を求める際に、現場対応者からの意見に耳を傾けていただき、改善につながる意見については、早期に対応いただきたい。	世間一般に第一報が報じられた時期に知りましたが、年金とういう制度に関しての根本的な問題であり、今後(現在の様に)末広がりに大きな問題になると感じました。	上述(6)にもあげましたが、初期のマニュアル等の指示により、現実の窓口対応にそぐわない、お客様視点ではない対応をせざるを得ないこともあった中で、1件1件早期にお客様のご納得いただける回答をすること心がけて対応しようとしました。また現在もお客様視点での対応を心がけております。 上述(7)にもあげましたが、こちら側ができ得る記録整備等を行えていないことが反省点であり、現在でも問題点と考えております。また再裁定(支払い)業務に対し、各社会保険事務所より拠出して対応しておりますが、記録整備等に関してはそのような対応や指示が見受けられず、支払いは本庁・記録は地方事務所との線引きのうえで、支払いばかりに重きを於いてるように感じられます。どちらの処理も大事なことではあるのですが、根本となる記録の整備が終わらなければ、1度再裁定をさせていただいた方が再び再裁定となることもあり、お客様にご迷惑と不信感を与えるだけではないでしょうか。今後再び今回のような問題を起こさないためにも、いまでき得る限りの考えれる限りの対応をすべきものと考えます。そのためにも、トップダウンの指示ではなく、いままで以上に広く意見に耳を傾けていただき、お客様の声を業務に反映していただくことを

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9345	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	この年金記録問題については、我が国の永い歴史のなかで蓄積されたものであり、短期のスパンで解決できるとはとても思えない。とにかく、現在、目の前にある課題をひとつひとつ解決していくしかないのかなと思う。 ただ、社会保険事務所の現場職員は、(もちろん本庁も同じだと思うが)19年以来の年金記録問題対応でかなり疲弊しきっている。職員ひとりひとりの超過勤務時間を見るにつけ、とても人間らしい生活をしているとは思えない。 新しい組織には「記録課」という専門の担当部署があるようではあるが、できれば、年金事務所とは別の暫定的な独立した年金記録問題の解決機関が設置されればと思う。そこでプロの職員を育成することによって効率アップが図れると考える。	徴収課経験がなかったため、不適正な還及訂正処理のことについては正直知らなかった。 また、いわゆる宙に浮いた年金記録問題については、制度上の観点から、ひとりが複数の手帳番号を持っているのは当然であり、「宙に浮いている」という認識はなかった。年金の裁定時に解決されるものであると考えていた。	年金記録問題が浮上して以降は、自分の認識の甘さを痛感し、とにかく電話、窓口等でお客様に対し、基礎年金番号の趣旨を説明し少しでも宙に浮いた年金記録が解消することに努めた。 やはり、今回の問題は職員の年金記録に対する意識の低さがもたらしたものだろうと考える。
9346	地方庁	社会保険事務所課長級以上	再裁定について 厚生年金期間の追加により受給権発生がさかのぼる場合がある。 配偶者がいた場合、受給権発生月でのご夫婦の生計同一関係を確認する為、戸籍、住民票、生計維持関係等の添付が必要となる。	年金額仮計算書を作成時には、年金見込額照会した時金額だけでなく、配偶者の有無の確認と同時に受給権発生年月日がさかのぼる場合は戸籍謄本等が必要になる旨職員に周智徹底し、書類を受理するよう心がける。	記録がもれていると言われているのは、厚生年金番号を重複して取得した者、氏名変更した者あるいは氏名、生年月日等を誤って届出された者がほとんどであると思っていた。 昭和40年後半に事故リスト等で記録が整備されているので、ほとんどの記録は収録されていると認識していた。 平成19年頃新聞等で、まだ記録が収録されていないのがある事を知った。	平成3年当時年金相談を行っていたときは、相談者の申出により 氏名変更、およびフリガナ等が誤って登録され別番号をもっていないか、コンピューター(WM)で、できる範囲の検索するなどして対応した。 人がコンピューターに記録を入力するのに、ほとんどの記録が収録されていてコンピューターが万能であると錯覚していた事が誤りであった。
9347	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	1件、1件、詳細に記録を確認していく事と思います。	平成18年に入ってから、記録問題の存在を知りました。 過去において、このようにずさんな記録管理を行っていた事を知り、非常に驚きました。どうしてよいか真剣に悩みました。 当然、厚生年金保険・国民年金等、長い期間の精密な記録管理に基づき、正確な年金をお支払いすることが私共の仕事と認識していました。	窓口来所のお客様や郵送での照会について、市役所への照会・事務所保管資料の確認を、毎日、管理者が帰るまで記録確認作業を行いました。 また、年末の休み、事務所閉庁日には、管理者から鍵をお借りして出勤し記録確認を行いました。 しかし、個人で処理できる件数は非常に少なく、毎日、悩んでいました。 保険料をお預かりすることに重点を置き、記録管理を蔑ろにしていた事が記録問題となったと思います。
9348	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成19年頃よりマスコミ報道による「宙に浮いた年金」報道にて具体的な社会保険事務所での事務処理等を知ることになりました。(入社前)	断片的かつ一遍的な客観視報道であるマスコミ報道のあり方に常日頃疑問を感じつつも、あくまでも社会保険事務処理側に100パーセント問題があったとは言い切れない問題であると考えます。 本問題としての反省点として事務所側の立場から考えると、事務処理の効率化及び納付率の向上に向けての取り組みとして、全職員が同様のレベルに正しい年金知識を身につけること、そしてその知識を1人でも多くの国民にご理解頂くよう窓口対応を含めて正しい形での広報活動を行うことが必要であると考えます。マスコミを上手く活用し、広報活動を行うことは出来ないのでしょうか。 また、法律に対する国民の理解不足も影響していると感じます。 社会保障制度そのものが幅広い年齢層にも対応出来るよう、経過措置を含めて大変手厚く国民生活上必要不可欠な制度であると考えます。 マスコミ報道の断片的な報道により国民の感情的な部分での信頼を回復させることは大変困難なこととは日々感じながら業務を遂行しておりますが、正しく制度を理解していただくこと、国の社会保障制度に興味を示してもらうことを第一に接客を行うことが今私自身の使命あると考えております。
9349	地方庁	社会保険事務所課長級以上	資格取得時の報酬訂正などは、等級差が2等級以上なければ訂正届を提出不要としていた時期があり、定期便と実際の保険料控除額との相違に結びつく。	集中的にやるしかない。機構になるが今ある調査チームの人材を異動させずに人数を増やし対応する。	平成9年の基礎年金番号付番時には統合しなければならない記録が何億件とあり、年金受給時までに統合すればいいという見解で、通知書を送っても返事は被保険者任せであった。ですから5千万件が不明と聞いても不思議はなかった。ただ、データーの入力で、名前のフリガナに関しては仕方ないが、生年月日が1日10日とか違う日にちで入力されているとは知らなかった。	今とは違い、山梨県には職員も少なかったことから、通常業務に終われ、年金記録の対応はしなかった。
9350	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にない	戸籍、住民票台帳、納税情報等との徹底的な突合せ、一括管理。本人がいつでも手軽にご自身の記録を確認できる仕組みの構築。	もともとは国民年金と厚生年金は別々の制度であり届出先も年金番号も別管理であったため運くとも請求時に統合し年金を支給すると思っていたがこんなにも受給者の未統合記録があることを知ったのは平成19年以降。	お客様に対し年金制度の経緯等を説明し謝罪。平成9年に基礎年金番号が導入されたときに年金請求時まで待つのではなく、番号の一本化、年金記録の統合作業の促進をすべきだった。
9351	地方庁	その他(社会保険事務所)	基礎年金番号発足の平成9年1月以降、10年を過ぎるが、お知らせによっても未だ未統合記録が多くあり、統合作業が急務です。	引き続き、未統合者へのお知らせをし、回答を促していくしかないと考えます。	ひとりひとり掛けた年金がきちんと年金受給に結びついていないことについて、年金請求時に加入履歴を確認する方法として本人様の記憶にも頼らなければならない当方の記録管理に問題があったと認識しています。	年金請求時には年金加入履歴を充分確認いただくよう案内すること、申し出がなくとも本人記録と疑われる場合には、本人に情報を提供し、年金受給のもれがないよう対処する。 年金番号がひとりに一つであれば、このような問題は起こりえなかったと考えます。
9352	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録を故意に改ざんされていた等の問題については、年金記録問題が報道されてから知り、問題あると認識した。年金記録年金、年金としての経済的な損失だけでなく事業所、健康保険にもかかわり、社会的な不信が大きいと思った。年金記録整備の(他手番未登録)の遅れも多くの問題の原因とも思っている。基礎年金番号以前は、取得届の提出があっても、新規加入者として届けられていたことも多く、加入歴があると思われても、新番号を払出すケースも多くあった。又、国民年金台帳のマイクロ化を予算により全件を対象としていなかったなど、記録としての管理は当時これでいいのか、と思うことは多くあった。	被保険者、年金受給者の徹底した記録の調査、確認をしていく必要があると思った。本人の申し立てによる年金記録の訂正する案がある中、古い期間の記録未整備の記録の整備が重要であり、早急行わなければならないことと思われます。
9353	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	①年金記録の加入・脱退については、被保険者台帳等の記録整備を継続して行うこと。 ②厚生年金の報酬については、事業主届出によるものであり一部そうでない事例を除き、①と同様に原票などとの突合せにより整備を行うこと。 電算に収録をされている記録の正確性を期することが必要であり、加速するためには、年金機構の事業とは分離し、ノウハウを持った人員を確保し作業を進めること。	年金記録問題で、世間を騒がせてとても申し訳なく思っています。記録の改ざん、記録が失うなどあってはならないと考えています。 事故事件だとすれば、それに対する対処があると思っています。また、事務処理における誤りだとすれば、徹底的に原因を追究し対応するものと考えます。 年金記録問題については、それぞれの事例により認識が異なります。記録の漏れなどは、これまでもお客様より指摘があり、年金記録問題発生前の要領などに沿って対応してきました。職員による作為的な事例についてはマスコミなどで明らかになるまで知りえませんでした。	記録の漏れなどは、できうる限りの保管書類の確認及び照会などで対応した。会議などで要領などの改正について提案したことがある。 事業を、進めていく上で結果の分析を的確に行うことと対応が不可欠と思うが、事業の進捗などの分析に誤りがあったと思う。成績の結果のみに重点がおかれ実態の把握が乏しくなり、しいては人材育成ができなかったと思います。
9354	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	特になし	平成19年に5，000万件問題が浮上して初めて知った。 記録管理がどのように行われていたかは、地方現場では知る由もなく、問題が発覚したときも年金裁定時には判明するものと思っていたが、5，000万件の記録が必要な記録もそうでないものも一緒に管理されていたと聞いて驚いている。	地方現場でできることは、お一人お一人について1つづつ確認をしていくことだけである。 社会保険庁側での体制もないままに、政府主導で対応策が次々に示される中で後で見れば重複した内容となる調査などもあり、結果としてお客様に何度も手数をおかけするなど十分な信頼回復につながらなかったのではないだろうか。
9355	地方庁	社会保険事務所長	特にありません	番号の二重払出を絶対に行なわない	被保険者にとっては、年金受給権、或いは年金受給額の問題であり、重大である。 平成19年	制度ごとでの年金番号払出 紙ベースから機械管理に切り替える段階での、曖昧な記録収録 その都度の記録整備が不十分であったこと
9356	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	分かりません。	過去からの一般的な事務処理を行っているとの認識でした。	これまでの問題となる事全てに、問題が起こるまで何らの対応措置を取ってこなかった厚生省及び社会保険庁の(幹部)職員は反省どころか、責任も全く取らずに、末端の社会保険事務所の事務担当職員に全ての責任押し付けて処分を行い、その上職まで辞してしまう非情で残酷な状況に憤りを感じます。 今後、一般職員がいくら反省したとしても、厚生省や年金機構に移行する無責任な幹部職員がいる限り、同様なことが繰り返されるのではないでしょうか。
9357	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			生活の支え、励みとなっている多くの年金受給者であるお客様方に、未統合の年金記録があることについて、免除問題に引き続き、大きな不安や不信感を与えてしまったことへの猛烈な反省と早急な信頼回復に努力し、取り組まなければならないと認識していました。免除問題は平成18年3月、未統合記録については新聞報道等で5000万件程あることを知りました。	年金記録問題以前から、仕事に向かう姿勢として当たり前のことが出来ていなかった事が多くあったように思います。特に「お客様」としての意識、効率的な仕事を行うための問題意識等々の低さがあったことを反省しなければならないと感じます。お客様第一主義を柱に常にお客様の立場になって行動、仕事をするこに心がけています。
9358	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし		将来的に、全ての被保険者番号の整理難しいのではないか。 名簿からの移行時。	名簿の読み取りをきっちりすべきであった。
9359	地方庁	社会保険事務所課長級以上		年金制度の信頼を失う非常に大きな問題であり、最優先に取り組まなければいけない問題と認識していました。	お客様の立場に立って、話を良く聞き、丁寧な対応を心がけました。	
9360	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	全庁体制。	①全庁で対応すべき問題と認識。②ニュース等で知った。	①全庁対応と考え、課の垣根を越えて対応した。②もっと全庁体制が取れたのではないかとは思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9361	地方庁	社会保険事務所長	無し		・年金記録管理の状況が一番良く分かっているはずの庁の失策 ・今回問題をメディアが取り上げた時点	・情報はメディアから先行して入る状況であり、中央の記録管理の実態も分からない状況から、庁の指示に的確に応える体制作りと取り組みを積極的に行う事を徹底し実行した。 ・問題点は古い話になってしまいますが、記録管理のずさんさは、庁、業務センターで早くから分かっていたと思われ、コンピューター導入や、61年改正、地方分権と長いスパンになったとしても事業として手を打つ機会はいくらでもあったと考えます。 遅くとも地方分権後速やかに庁は解体し、人材を省保険局・年金局、業務センターに配置し組織の風通しを良くしていれば、記録管理の問題等を先送りできなかったのではないかと考えます。 ・機構では持ち場の問題点にきちんと目をむけ取り組む、また、周囲でサポートする体制作りをきちんと構築していっていただきたいと思います。
9362	本庁	その他(本庁)	特になし	システムからのセキュリティブロック、トレーサビリティ管理と、職員への周知徹底と処罰例の紹介	2008年採用なので、既に存在していた。	システム的な対応が不十分であり、データの整合性に関する問題を後回しにしていたのではないかと考える。
9363	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に存じ上げません。	事象の問題点を明確にし、発生原因もふくめ根本的な解決が必要と思います。	被保険者の方の年金記録については、基本的に年金請求の際に直接ご本人に確認し整理統合する事務処理方法をとっているものと上司等からは聞いておりました。 問題として認識したのは、マスコミ等で取り上げられるようになった、ここ数年です。	現役の被保険者の方をはじめ、すべての方の年金記録の整備が急務であると認識しております。 基礎年金番号導入時などに、法令整備も含め、社会保険庁として年金記録に対する早期の対
9364	地方庁	その他(社会保険事務所)				
9365	地方庁	社会保険事務所課長級以上			年金受給者の記録の追加＝金額増加との認識はすぐに可能でしたが、5年の時効はどうなるのか、すでにおじくなりになっている方の年金はどうなるのか等々、あまりに不明な部分が多く、また、今後の事務処理を考えたときに、非常な不安に陥ったのを覚えています。問題を知ったのは、報道がされてからです。	当時は、お客様の対応を日々するだけで、精一杯であったと思います。 記録照会および調査等については、組織的にどのようにすれば効率的に事務処理を進めることができるのか、早期に検討・実行するべきであったと思います。
9366	地方庁	社会保険事務所長		現状のやり方で進めていくしかないと考えるが、各事務所から切り離し、別体制にて専門的に進めていくほうが効率的と考える。	年金制度の信頼度を高めるためにも早急に解決すべき問題と考える。 昔から、一人で手番をたくさん持っていることは知っていたが、記録管理がこのようになっていることについては、この問題がでるまではわからなかった。	早期解決のために記録調査体制を作り、全職員体制で処理を行なっている。 昭和30年以前の調査時及び紙台帳を機械に入力したときに、お金、人を投入して処理をすべきではなかったと思う。また、その後の昭和61年の制度改正時及び基礎年金番号導入前に状況をオープンにして手番の整理をしてから基礎年金番号にすべきだった。
9367	地方庁	その他(社会保険事務所)		時間をかけて被保険者から情報を収集しながら整理していくしかないと思う。 年金定期便や特別便の処理については、調査や照会を行ううえで当時の事務処理基準なども勘案しながら推測していかなければならない事例も存在すると思うからです。先に期限を設定してここまでに終わらせるという基準がある場合、期日が近づけば近づくほど一件一件にかける時間は短くなり、結果として十分な結果が導き出せないということがあると思います。以上の理由から私は記録の調査についてはある程度の時間はかかってしまうとしても、高齢の被保険者から一件一件慎重に対応すべきであると思います。 強引な救済策をうちだして一応の解決をしても、将来、新しい問題のきっかけになるのではないかと思います。	平成15年に採用と同時に業務課に配属となり、その時点から基礎年金番号に統合されていない厚生年金、国民年金の手番があることは知っていたが、年金裁定請求時に加入記録について再確認を行う際に整理されるものと理解していたので、基礎年金番号収録の記録と取得日、喪失日が完全に一致する場合以外は、本人の申し立てがなければ、基本的には統合は進めてはこなかったし、それが大きな問題であるとは認識していなかった。 年金記録問題として大きく報道された段階で、台帳記録とオンライン上の記録に不一致があることや、オンラインに登録されていないものがあることをはじめて知ると同時に問題であると認識するようになった。	年金得別便や年金定期便などの窓口応対時において相談者の話に耳を傾けより詳細な調査ができるように心がけている。 基礎年金番号に登録されていない手番記録については、社保から情報提供できる範囲を早期に見直し、同一人の疑いがある記録については積極的に調査を行い統合処理を行うべきであったと思う。
9368	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	将来の年金記録問題の対応策を検討すること。 現在の問題は、通知等を一度ストップし、現在の照会分の処理を優先し、同時に記録問題の方向性をもう一度議論検証してから再スタートをすべきである。 これまでのような、いきあたりばったりの対応では不信感を募らせ、第2第3の年金問題を生じかねません。 これまでの特別便・定期便の検証と対策の練り直しが必要と思います。 現在の雇用の決まっていない人を全員雇用し、人材を確保して体制を維持強化することが現時点でもっとも必要な対応と思います。任期付の職員や処分者など今貴重な人材を失っては時間と費用の無駄です。		
9369	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	現在の調査方法が、時間はかかる(かかっている)が公平だと思う。 アンケート主旨とはかけ離れると思うが、社会保険に加入した後、業務が 悪く赤字経営状態が続いている事業所・財産調査しても借入れが多い等健全な経営が出来ていない事業所が多くある。中には報酬を下げるなど建て直しをはかるが事業主からこれ以上保険料未払いを増やして迷惑かけたくない、 など相談されてくる事業所が多くある。決算書等提出してもらい、被保険者から社保脱退の同意書を聴取するなどして社保脱退させてもよいのでは・・・・ また、社保加入要件として、最低でも半年間の資金の流れ、官公庁に支払った領収証など添付の必須書類としてもらいたい。	社会保険事務所に採用時より、今日まで給付課への配属はないが、採用された事務所で年金裁定時に請求者が裁定請求書に記入した履歴・年金記号番号以外は案内していない旨の話を聞いたことがある。理由としては本人が わからない(忘れている)記録を教えることが出来ない！守秘義務だから！と説明を受けた記憶があり、この当時は問題との認識は無く正しいと認識していた。 また基礎年金番号導入時においては、資格取得届処理の時、疑重複リスト(年金番号保持者)を出し個別に対応すると、莫大な事務量となるので、新規で基礎年金番号を払い出しするように方向性がだされていたと思うが、偶然にも資格取得届に記載されていた被保険者名を見て、2・3ヶ月前に資格取得届を処理した人物と同一人であることがわかり、短期で辞めた会社のことなど 将来覚えていないだろう・・・基礎年金番号に統合すれば・・・と、年金記録での最初の疑問であった。	その後に異動となったが、それまでの間は疑重複リストを使い、回答をもとめるようにした。 その時代ごとに求められる事柄が違うので一言ではいえないが、官公庁という所は、その場がよければ、後のことはまたその時に的な感覚が多い所と思う。 今回の年金記録問題にしても、過去から分かっていたことであり、先達が先を見通すことができなかったことがこの問題の大半を占めていると思う。 しかし、この組織にいる以上、目の前の問題の解決にむけて前進あるのみと考えている。 ただ、数年前の国民年金免除問題の時、事務局トップの連中は事務所に責任を押し付けて、今では健保組合や基金で理事長などの肩書きで勤務している。 まだまだ、調査しなければならない事柄は山ほどあるので、このような連中にも(事務所・事務局に限らず庁のOBも)に強制で記録調査をさせたほうが、先達のツケをやらされていると感じている現役の職員の助けになるのではないか。
9370	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	国民の皆さんへの周知不足も要因と思います。 (記録問題は、勤務記録を確認するものでなくて、加入記録を確認するものなので)	事業所の届出の指導を強化することが、年金記録問題解決にもつながっていくと思います。 窓口で対応したときに、事業主の届出と、被保険者の申出の相違があった時。	制度説明の簡略化、及び事業主への電話対応での説明責任を重視し日々対応を心がけている。
9371	地方庁	その他(社会保険事務局)		現場の声を把握し、適切な対応・管理をする事	平成15年の年金未納問題以降、次から次へと今まで知らなかった問題が出てきたので、社会保険庁の存在そのものの信頼感が揺らいだ問題であると認識した。	窓口にて、お客様にきちんと現在の問題を説明する事を心がけていた。 反省点としては、現場と庁の意思の疎通がうまくいかなかった事だと思う。 お互いそれぞれの事情や立場があるかと思いますが、その反省する場がない(なかった)。
9372	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	人と機械を使って、さらに努力していくことと、今後このような事が起こらないように、定期便の他にも年金を意識してもらえるような広報をしていくことだと思います。	採用当初、記録照会業務をしていましたが、統合されていない記録や、収録されている内容が誤っているまたは漏れている記録がかなり多くあるとは思いました。その後給付業務を行う中で、受給手続きの際に本人は記録に漏れがないか、こちらは氏名検索等で記録確認を行っているので複数の番号が払い出されていても、受給のもれはそう多くないはずだと思っていました。	記録照会は、私が採用される以前から行われている業務であり、裁定請求書受付の際の確認も、しっかりやっていくしかなと思いました。反省としては、定期便のように年金記録の確認ができる状況が少なかったこと。年金制度の広報等が少なかったことだと思います。
9373	地方庁	社会保険事務所課長級以上		すでに決定されている対応策および検討されている対応策を、スケジュール内に完了できるよう、着実な実施に努める。	問題の存在を認識していなかった。 平成18年頃。	窓口相談の担当だったので、多数のお客様の相談に、できるだけ懇切丁寧かつ効率的に対応するよう努めた。 実態と乖離した制度設計・事務処理システムのしわ寄せ？
9374	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません。	職員が一丸となって取り組むしかないと思います。	年金記録を預かる官庁として、あってはならない重大な問題だと認識していました。 存在は19年頃にテレビ、新聞報道で知りました。	マニュアルに沿い、誠心誠意対応しました。 基礎年金番号導入時にもっと広報し、周知を図るべきだったと考えます。
9375	本庁	その他(本庁)	未適用事業所で勤務する従業員については、厚生年金に加入していないが、その従業員の方が将来年金を請求するときに、今まで会社勤めをしたのであるから記録がないのはおかしいとの申し出がなされることから、記録問題として対応を行わなければならない。	社会保険事務所での加入指導の徹底が必要		
9376	地方庁	その他(社会保険事務所)	なしです	まずは、すべての記録が台帳なしでWMで確認できるようにしていただきたいです。また、担当課の職員だけでなく、すべての職員が対応にあたるようにしていただきたいです。	7年ほど前、年金相談として窓口で対応していたとき、年金請求時に厚生年金に加入しているのに入っていないと回答される方がみられ、こちらから何歳ぐらいのときはたらいていなかったですかとたづねると厚生年金が判明するケースがみられた。そのため、第三者委員会で対応するような記録は別にしても、記録が統合されていない方があるのではないかと思っていた。当時は、年金の請求時に記録を判明させられればよいという考え方であったが、基礎年金番号が導入されたのであるから、それ以降にはすべての記録を統合させていくべきであったと思います。	できるかぎり窓口でできとりするようにしたり、期間調査の用紙を提出いただくよう努めた。 お客様が調査にこられても、WMだけで確認できるようにはなっていないため、回答までにかなりの時間を要しているのが不快のひとつになっていると思われます。また、過去の記録がふるすぎて、思い出していただくのが困難になっていると思われます。
9377	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	周知・確認を継続する。	歴史が長く、保存媒体の変化や度重なる制度改正等々時代背景の影響が強いと思われます。 制度発足から数十年は職員の未熟さや周知不足、事業主・国民の知識の不足もあると思われます。 採用当時国民年金係配属され、重複取消処理の際に一人の被保険者が複数の番号を所有していることを知りました。	相談者に対し親身になり一人ひとり対応した。「記録が抜けている」と申し出のあった頃の記憶をたどり、様々な観点から当時の状況を引き出し、記録の発見に努めた。昭和初期、県外の縫製工場等に勤務する女性の相談も多く、姓が変わった方の未統合記録の統合は本人の申し出がない限り困難と思われる。 年金記録は国民の老後の生活の基盤となるものであり非常に重要。制度発足時からの職員の育成や事業主・国民への周知の徹底、媒体の変化に対応する体制づくり等々に問題があったと考えます。 現在、半数以上の職員はオンライン化以降に採用されています。その職員が過去の負の遺産の解消に向け日々努力していますが、この間、現職の怠慢であるという報道等により去って行った
9378	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし	人員を大量投入して出来るだけ早く全ての記録を給付に結びつけること。	知ったのはマスコミ等で取り上げられはじめた時。	基礎年金番号の導入前に1人に対し複数の手番を付与していたこと、及び基礎年金番号への移行の際にひもづけを確実に行っていなかったこと。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9379	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	現在の施策を積み上げて行くしかないと思います。	どなたのものか分からない記録が約5000万件存在することが発覚し、年金記録の管理等が問題とされたこと。	現在は、年金記録に直接関わる職務ではないため、特に対応はありません。 自分の考える反省点としては、 ①記録管理の方法 もっと早い時期から、被保険者の住所も併せて管理するなど、誰の記録か分からなくならないような管理方法を検討する必要があった ②被保険者への記録の通知 もっと早い時期から、被保険者に国で管理している記録の通知を行う必要があった と考えています。
9380	地方庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	会社を退社した際に事業所が提出する喪失届の日付が末日のケースがあります。社会保険事務所は事業所に確認はしますが届出どおりと言われればそのまま入力するしかないが本人は逃職月まで支払っていると思っています。実際に国民年金に加入し、納付書が届いてから気付きトラブルになったり気付かないまま未納になるケースもあります。また、厚生年金に加入している間に本来なら月額変更届に該当するが提出されないままになっているケースが見受けられます。	以前は算定届を提出するときには賃金台帳などの資料の提示を求め、社会保険事務所で確認作業をしていましたが郵送になり、間違い部分の訂正、指導や未適用者のチェックが出来なくなりました。今の方法を見直す必要があると思いますし、記録問題を未然に防ぐ本来の業務だと思います。	国民年金においては社会保険事務所と市役所の対応、システムだけでは未加入の問題は困難だと思います。社会保険事務所と市役所との取得日、喪失日の電話での確認作業において言い間違いや転記ミスによるものもあるのではないかと認識したことはあります。 厚生年金においても事業所からの届出を社会保険事務所で登録するのみで本人は自分自身の記録を知らないまま経過してしまうことに問題があったと認識してます。 各種届出帳票は現在でも紙が大半であり以前の分は廃棄されています。このように大きな問題に発展するとは正直思っていませんでしたが社会保険庁の記録の管理、体制にも問題があったと思います。 問題が存在することを知ったかはっきり記憶していませんがテレビ、新聞などのマスコミで大きく取り上げられ知ることもありました。現在、国民年金の記録調査を行っていますが記録は全てでたらめであるイメージがあるせいか特別便や定期便の回答では事実とはかけ離れたことを記	電話や窓口での応対には丁寧に分かりやすく対応、また国民年金の未加入期間があった際にはきっちりお客様には現状を伝える、(今からでも支払い可能な期間や時効分)入力作業には間違いないよう慎重に行うよう意識してます。 未加入問題や納付率の低下は社会保険事務所や市区町村役場での対応にも問題があると思います。親切丁寧な対応と必要性を伝えていくべきだと思います。
9381	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		将来の年金受給金額に直結する、国民にとって大変重であり、きちんと整備しなければならない問題だと思います。 報道により知りました。	本年4月からの臨時的任用職員であるため、特に対応はしておりません。 詳細についてはよくわかりませんが、台帳からシステムへ移行した際等に、不明瞭なお名前やご住所等の確認を徹底してしていなかった点は反省点として挙げられるのではないかと思います。
9382	地方庁	その他(社会保険事務所)	疑重複調査票の処理	疑重複番号を抽出して調査を行う。	いままで経験して業務では年金記録に携わることが正直少なかったこともあり、今回の問題がでるまで、手番に氏名等が収録されていないものがあることじたい知りませんでした。 基礎年金番号導入時に手番については、当時の基礎年金番号通知の手番回答表みたいなやつでほとんど統合になっていると思っていました。	現在は、氏名等が収録されないことは無いので大丈夫だと思います。 当時のことは詳しくわかりませんので軽々しく発言すべきではないのですが、入庁の時にいた古参の先輩方については、正直言って資質を疑いたくなるような方もいました。昔の職員が全員そうだとは思いませんが、当時手管理で膨大な年金記録を取り扱っていたことを考えるとそういう方々携わっていたとおもえば、業務も進まなく、限られた時間の中で処理を行うために、省略されたり、チェックが出来なかったり、見てみない振り(考えたくはありませんが)が会ったのではないかと思います。 当時の反省点としては、業務量に対する人員(質及び量)の圧倒的な不足。制度を運営していくに当たってのインフラ整備不足。年金番号等に対する国民への周知不足または理解不足。最近
9383	地方庁	その他(社会保険事務局)	無し	台帳を画像データとしてではなく、データベースを作成し、現データとの突合せ作業を行う。 現在の画像データでは読み取れない部分も多くあるため、定型的なデータを作成し、突合せを行うことにより、本作業でのヒューマンエラーを防ぐ。 また基番に登録されていない手番情報を一般に開示する。 例えば、国年手番であれば、住所地のみ開示し、本人から申出があれば、氏名、生年月日等を聞き取りし、本人と断定した場合は統合する。 厚年手番であれば、事業所名と所在地を開示し、裁定時や相談時に本人の今までの住んでいたことのある場所から判断する等を行う。 標準報酬問題では、低く算定する場合は該当の従業員から必ず承諾書を貰うようにしなければならないと思う。	基番に統合されていない手番が多数あることを知ったのは、仕事をし始めてすぐだったため平成16年4月には問題があると分かっていた。 なぜ、最初から年金番号を1人に対し年金番号をひとつにしなかったのか疑問だった。 年金は長期給付であり、複数年金番号を払い出すことにより管理や業務が煩雑になるのは目に見えていると思っていた。 法律や給付の性格が違うのかも知れないが、通算して年金を受給することができるのに番号を昔から1つにしていないのが不思議だった。	相談時にはできるだけ、手番がないか確認していた。 国民皆年金となったときから、番号をひとつにすればよかったと思う。
9384	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られている程度については正確には知りえないが私の認識も世間の報道と差異はほとんどありません。	年金記録問題発覚前に比べて格段にデータ索引や検索方法がよくなっているのでそれを生かしてとにかく年金知識のある人が行うしかないと思う。この段階にきて方法や様式を変えてもお互い混乱すると思う。	氏名索引や事業所索引しても記録が出てこないのはコンピューター化するときにカナの入力や生年月日の入力誤りがそのままになっているケースがあると認識していた。しかし、ほとんどは本人の記憶違い、会社の届出漏れ、等の方が多いのだろうと考えていた。この状況を記録問題として認識したのは世間で問題とされたときであり、ここまで記録が不完全であるとは思わなかった。	記録を探す場合にはコンピューターの記録は記録が正確に反映していないこともあるから名前の読み、生年月日、会社名、地域などすべて広く見て記録を探していった。一件一件索引に工夫をしていくほかなかった。今までの記録調査において反省している点は、検索の方法が人それぞれだったこと。しかもそのとき使用していた台帳が原本で汲いも丁寧にしていたとは言いがたかった。もっと事務所にあった台帳を丁寧に保管したり、データ化できるようなことがあればコンピュータ自体の記録が不完全でも行方不明になる記録がもっと少なくなっただろうと思う。
9385	本庁	その他(本庁)	厚生年金の期間を追加したが、4種期間を削除しなければならない案件で、結果として金額が、減額となり返納が生じる。 亡くなられた人の老齢年金については警告メッセージが出力されるが、遺族年金についてはその警告が出力されない。再裁定でチェックしているが、見落としてしまうことがあって、そのまま支給されている。	システムの改善を求めます。どうしても改善できない場合は、チェックマニュアルを作成する、もしくは、地方事務局・事務所に事務連絡をする。	一刻も早く解決しないといけない問題である。 報道で、奈良の弁護士が国年記録にて納付したはずなのに消えているということで知りました。	当時は地方事務所に配属していて、年金とくべつ便での窓口対応、および再裁定の遂運に速やかに対応し、一刻も早く年金制度の信頼回復に努めました。 反省点として、4月より地方事務局・事務所から人員拠出[出向]にて集めたものの、もっと早くてもよかったし、まだ人員が足りなかったと思われる。認識が甘かったとしか言いようがない。
9386	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金機構移行後は機構とは別の記録問題チームのバックアップが必要と思います。	未統合記録が多く、これからの年金受給される方にとっても大変なことですが、年金受給されている方々にとっては、生計に直結する大きな問題と思いました。 未統合記録が存在する事については以前より知ってはいましたが、このような件数があることは、平成19年初め頃ではなかったかと思います。	少しでも早く遂運処理等を行い、正しい状態で受給していただけるよう対応したつもりです。 基礎年金番号制度導入以後、記録関係チームなど作成し平常業務とは別に、年代別など区切りながら1年毎に計画的に整理していければよかったのではと思います。
9387	地方庁	社会保険事務所課長級以上	全喪・喪失・標準報酬月額の遡及・訂正問題は、社会保険庁が全国の都道府県(社会保険事務所)に課した厚生年金特別会計の収納率強化にあったと思います。とりわけ政府管掌健康保険の収納率競争は所属長・徴収課の懸案事項であったと思います。結果的に厚生年金標準報酬月額等の改ざんとなったわけですが、滞納整理が進まない中での政府管掌健康保険収納率対策だったと思います。 また、滞納事業所の多くは届出の不備(算定基礎届等の未提出=標準報酬月額保険者決定や実態とはかけ離れた標準報酬月額で保険料が算出されていた)によるケースが多いと思います。	保険者決定を行なった事業所をHP等で公表する。 現在事業主が本人に対して通知する案件(取得・喪失・報酬)について本人宛通知とする(ねんきん定期便は廃止する。) 強制適用事業所を常時5人以上の事業所の戻す。 保険料の折半負担をやめ、事業主負担分の一部を国庫負担とする。 国民年金第3号被保険者の無拠出をやめ、第3号被保険者を有する被用者保険の被保険者に対して保険料の負担を求める。	被保険者記録のマイクロ化を行なった際に「原票」を廃棄した。 脱退手当金支給決議書等の廃棄を指示した。 健康保険・厚生年金適用事業所「原票・副票」の廃棄を指示した。 全喪決議書への最終資格喪失届の添付を行なわない等の指示をした。 旧台帳のマイクロカセットのオープン作業をあいまいにした。 自治労国費評と社会保険庁幹部による偏った業務処理・政策の誤り。 神奈川県の労働組合等が要求し続けた「住民サービスの向上」を柱にした行政の推進に背を向け続けた社会保険庁の姿勢が招いた結果だと思う。	被保険者の立場に立った行政を続けることが第一だと思う。
9388	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じません。		年金手帳を複数交付を受けている者が、年金受給までそのまま重複整理 もされない者が存在する可能性は、昭和52年頃からであるが、オンライン記録とマイクロの相違等については、マスコミ(週刊誌等)が年金問題を取り上げるようになってからである。	基礎年金番号導入前は、自ら窓口で被保険者資格取得届を受理する際には、学卒年次から期間の開いた届けにあっては、重複払い出しを避けるよう努めていた。 基礎年金番号導入前に、待に3制度(厚生・国民・船員)の被保険者への 年金番号を複数持っていたら不利益となる旨等の制度周知を今の年金問題に対するマスコミ報道並に団塊の世代が年金受給に至るまでに、組織全体として時間をかけて国民の「年金制度に対する不信感」を最小限に食い止めた攻めの対応ができなかった点と考えられる。
9389	地方庁	その他(社会保険事務所)	誤った届出や誤った記載によって、記録が間違って登録されていることが多いこと 書類の保存期限があるために記録が見つからないことがあること 法人の会社でも適用されなければならないのに、適用されていない会社が多い 労働者でも厚生年金加入条件にあっている人が加入できていない方が多い 標準報酬を誤って申請している会社が多い	経験豊富な人材をできるだけ多く確保すること 雇用保険・労災とリンクして手続きや保険料の一括徴収を行う 国民の皆様への社会保険知識についての周知を行う 適用に関しては、法律に基づき報酬・勤務状況などチェック体制を万全にし、誤った届出に対しては、改めた届出が出てくるのを待つのではなく、強制的に訂正できるようにする	社会保険・年金に関係する厳しい管理体制が整っていないことによって生じた問題 年金記録問題が存在することを知ったのは、社会保険事務所に在籍した当時から	窓口のためお客様に社会保険について知っていただくよう、資料を使って分かりやすく説明するようにしています 反省点は(8)に記載した通り
9390	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		マスコミに出ておられる評論家の方が「記録が漏れていると訴えてくる人たちの言い分をすべて認めないとこの問題は解決しない」というような発言をされているのを耳にしたことがありますが、「もっともだ」と思う気持ちはありますが、「今までいろいろ苦情や文句を言われながらも、時間をかけて台帳をめくり、記録を探していたときのあの苦労はなんだったのか」という気持ちを考えますとやるせません。今後も地道に取り組むよりほかはないと思います。	現在のコンピュータ管理ではなく、紙台帳で管理していた時の問題なので、宙に浮いたりした記録が存在することは、やむをえない部分もあるとは思いますが、行政の記録管理としては、ずさんな面があり、受給者や被保険者の皆様には多大なご迷惑とご心配をかけたと感じています。 いわゆる「宙に浮いた年金記録」は、本人が年金を請求するときに判明するものではないかと安易に考えていましたので、問題として意識しだしたのは、マスコミが大きく取り上げるようになってからだと思います。	所属していた課、係の関係で、前面に押し出て窓口受付を行った訳ではありませんが、事務局在籍時には、全県的に行われた出張相談窓口設置などのバックアップや事務所在籍時には見込額の試算や窓口担当への年金に関するアドバイスなどバックオフィス的な役割でこの問題には貢献できたとは思います。 地方ではどうすることもできなかった部分がありますが、反省点としましては、新しい氏名索引などのシステム開発が遅かったのではなかったかと感じます。
9391	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	年金記録問題が勃発して今日までにいろんな問題が出てきており、視点をかえ、方法をかえ、国民の皆様自身に加入記録を確認していただくことで問題解決を図ってきました。まだ、すべての方から回答をいただいていない現状ではありますが、認識が甘いといわれるかもしれませんが、これ以上の問題があるとは思われません。	まだ、回答をいただいていない方からどうしたら回答をいただけるか、市町村にも協力をいただくことである程度解消できると思いますが、それでも、住所を確認できない方が残るのでは。	平成9年に基礎年金番号が導入され、公的年金加入者のすべてに付番され、一つの基礎年金番号で加入記録が管理されるはずでしたが、同一人にい複数の基礎年金番号が存在し、加入記録が別々に管理されてしまったことも年金記録問題の一つの要因になったと思います。	基礎年金番号の導入は、一つの基番でその人の加入記録を管理できることを目的としていたと思います。 今、考えれば、当時、導入時に複数の基礎年金番号が付される事象が生じ、通知を出して一つの番号に統合することを呼びかけましたが、国民の皆様へのPR不足があり解消までにいたらなかったこと。職員の間にも今日の年金記録問題までに発展することへの認識が甘かったこと。 年金記録問題は、基礎年金番号の問題がすべてではありませんが、あの時にもっと徹底して重複付番を解消していればと反省しています。
9392	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成9年の基礎年金番号導入に伴い、年金手帳番号が統合されていない方がまだ相当数いることは想像できましたが、既に年金受給しているような方が 過去の年金記録が未統合のまま裁定されている件数の多さに、今までの仕事の進め方にお客様目線が欠けていたと感じました。 丁寧に職歴の聞き取りや、氏名索引による調査等を行っていれば、防げた問題も多かったと思います。 年金記録問題を認識したのは、平成18年5月頃報道等で知りました。	最重要課題として率先して電話や来客対応を行っていました。また、職場内でも記録問題で来所されたお客様に対し、待ち時間を短縮する工夫や正確に記録を確認する手順の研修等を実施し全体で取り組んでいました。 日々来客人数が増える中、対応が後手になりがちであったと思います。問題の重大性の認識が足りず、もっと早期に相談体制をととのえたり、その後の再裁定の流れが迅速にいくよう最初から予測し考えるべきであったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9393	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じません。	未統合手番については、地道に調査して統合するしか方策はないと思います。	基礎年金番号に統合されていない記録が存在していることは知っていましたが、基礎年金番号施行時にも被保険者の方に「他の番号は持っていませんか？」とお知らせを出していたかと思います。また、その後も名寄せ等で本人の記録と思われるものはこちらからアクションを起こしていたと思いますので、これほどの大問題であるとの認識はあまりありませんでした。 また年金受給の際には職歴等の確認も行われるため、例え手番のままであったとしても年金受給には問題はないものと考えていました。 手番のままの記録がまだまだ多いと感じたのは、平成11年頃でしたが、基礎年金番号施行から2年あまりでしたので、基礎年金番号に統合されていく過渡期のためであると考えていました。	現時点で考えられるのは、基礎年金番号の施行は昭和61年の新法施行と合わせて行うべきであったのではないか？と思います。 全国民共通の基礎年金が出来たときに制度毎にバラバラの番号を管理するような仕組みはなくすべきだったのではないかと思います。 また、平成9年の段階でもお金がいくらかかろうとも、全ての手番が解消するまで統合を徹底的に行うべきだったのではないかと思います。 記録問題のみならず、問題が発生したら迅速に対応する社風を日本年金機構は築き上げて行くべきだと思います。
9394	地方庁	社会保険事務所課長級以上	わかりません	わかりません	わかりません	
9395	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません		基礎年金制度が導入されたとき、ご本人さんからすべて回答いただくことは困難と思ってたので、ある程度未統合の記録が残るとは思っていたが、5000万件もの未統合記録があるとは思っていなかった。 マスコミ報道により未統合となっている記録が5000万件もあることをはじめて知った。平成18年ころと記憶している。	お客様の立場に立って、また、そのときの自分の役職において、何ができるのか考え対応してきたつもりでいる。 年金記録の管理方法、あるいは記録の切り替え方法、歴史等について、今般の問題が明らかになって初めて知らされたところもあり、組織内部における年金記録への認識の低さを改めて思い知らされたところもあり、自分自身の勉強不足を痛感した。 もっと早くから内在していた問題点を組織内部において認識し、改善に向けた検討を進めていくべきであったと思う。
9396	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			厚生年金保険は、戦前から始まり、戦中戦後を乗り切り、幾多の制度改正を行い現在まで続く、貴重な制度だと誇りに思っています。ただ、60年以上前に始まった制度ですので、当時は磁気媒体での記録管理も当然のことながら無く、紙媒体でしか記録の管理ができない状態だったと思います。 記録の漏れがあると思ったことや、生年月日が違っていると思ったのは、自分が入職した当初(昭和57年頃)でした。当時は、業務センターから記録に関する事故リストが送付されていましたので、それを元に紙台帳の記録を確認して返送していました。そのように、その都度記録の整備が行われており、最終的には年金請求時に完備されると考えていました。	とにかく、時間がかかるとは思いますが、漏れている記録がないかを紙台帳で確認するしかないと思っています。 今回の記録問題で、当時記載された記録を見てみますと、フリガナもなく、数字を含め判読しづらい文字が多く見受けられます。当初から将来を見据えて記録の管理をしっかりと行っていればこのような問題は起こらなかったのではないかと思っています。ただ届出だけを信用して記録の管理を行うのではなく、たとえば戸籍抄本を添付するなどしていれば、氏名の確認、生年月日の確認等は少なくとも出来たのではとも思っています。
9397	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般的な問題以外はわかりません。	1件1件真摯に取り組む。	国民の信頼を失墜させた大問題であると認識。 私が問題の存在を知ったのは、平成１９年初め頃。	電話での問い合わせ、窓口での照会の際、お客様の言い分をきちんと把握して、スムーズな手続きができるよう心がける。 自分も含めて職員の知識不足がお客様不安をあおらないための勉強が必要。マニュアル等の徹底を行う。
9398	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上		抜本的な社会保険制度の見直しが必要。事業主及び被保険者からみてもっと分りやすく簡潔な事務手続きができる事務手続体制へ改善すべきと思います。例えば、算定基礎届(定時決定)を挙げれば、4月～6月の支払いにこだわることなく、1月～12月の給与、賞与を含む総支給額の平均額を翌年からの標準報酬で決定を行えば、月額変更届や賞与届等の諸変更届も必要なく、事業主及び被保険者にとっても納得できるものであり、標準報酬相違の解決にもつながると思われます。 また、年金記録問題の中には、社会保険料の負担に耐えられず滞納となったことにより、その解消のために記録の改ざん等が行われたケースがあります。この背景には現行の法人事業所、個人事業所(5人以上)の強制適用という法律があるところですが、昨今の経済情勢下においては、赤字経営事業所は相当数に上っており、企業としても利益が出ていないなかでの社会保険料事業主負担は中小、零細企業にとっては特に大きな問題です。従業員等の福利厚生の充実は当然重要なことですが、会社の経営状況を考慮した社会保険の適用考えなければならない時代背景と思われます	ねんきん記録問題がいまのような大きな問題となるとは思っていませんでしたが、実務を行う中で制度的に疑問に思うことや、現実の社会実態とはかけ離れた制度であり矛盾を感じていてんはありましたし、現在もそういう改善すべき点があると思います。 ねんきん記録問題がいずれは問題となるのではと思ったのは、20代後半の頃。	対応しようにも制度的なものがあり、現行法の中での実務を遂行するしかなかった。 民間で言われているお客様からの苦情や要望をどこまで真剣に拾うことができるかに尽きると思います。地方社会保険事務所の現場で投げかけられたお客様からの意見要望は本部へも上げさせていただきますので、取捨選択はあるかと思いますが、機敏な反応、対応を是非ともお願いします。
9399	地方庁	その他(社会保険事務所)		担当する企職員を挙げて、マイクロフィルム、紙台帳を元に調査し、統合されていない記録を、1件でも多く確認し、統合させる。	平成15年頃、年金相談コーナーで、年金専門官として、年金相談業務に従事していた時、お客様の氏名検索したところ、統合されていない記録や、氏名、生年月日が誤って登録されている記録が、多数判明した。 統合できていないと、年金受給権を得られない場合や、統合された時よりも低い金額で受給することになる場合が生じ、年金保険料を納付した国民の権利を著しく損ねることになる、大変な問題だと認識していた。	年金相談の際に、相談コーナーの全職員に「徹底して、氏名検索をするように」指示し、不十分な職員には個人的に「氏名検索をしない事による弊害」について説明した。 また、自分が相談に応じる際も、旧姓がある方や誤りやすい読み方の方に対しては、特に、氏名検索を徹底するよう、心掛けた。
9400	地方庁	その他(社会保険事務所)	ないです。	経験のある職員を多数あてる必要があるのではと思う。	制度発足以降、色々な要因が重なって現在の状況に至っている。短期間で解決できるものではない。 テレビや新聞などで報道されてから知った。	お客様に対し、丁寧に対応する。お待たせすることなく早期回答に努めている。 正直、現行の年金制度は複雑で理解している方はあまりいないのではと思う。 広報活動を積極的にしていくべきと考えます。
9401	地方庁	社会保険事務所課長級以上	国民年金の被保険者記録についてです。 国民年金の被保険者記録のうち、各年度ごとの納付記録は確認できるものの、各月に変換入力処理する場合に(かつ未納月が存在する場合)、納付が継続するように、年度の前半を納付、あるいは年度の後半を納付にするという処理が慣例化していた。 (この処理については、被保険者台帳でも確認がとれず、なおかつ市町村でもわからなかった場合で、この各月変換入力をしないと、必要とする処理ができなかったことが原因である。)	国民年金の被保険者台帳及び、市町村の被保険者名簿の突合せにより回避されると思う。	今回、年金記録問題がクルーズアップされるまでの認識については、私自身は、特に意識していませんでした。 強いて申し上げるなら、年金給付課に配属していた際、記録を最終確認し、裁定を行っていたが、当時考えていたことは、 (1)ターラウンド制ではなかったために、『こちらから申し込まないと連絡もこないのか。』というお客様の声により、申し出主義による届け出もれが発生すること。 (2)記録の確認についても、お申し出があった際には、調査確認していたが、現在のように、細かい検索ができなかったこと。(mw上、氏名検索も不十分であった)	ターラウンド制度導入等をはじめ色々な処理方法について、社会保険庁に意見をあげるこおてや、考えられなかった。現在のように、お客様の声や、意見募集等なかったように思う。 そこで、そういった状況だったからといって、私自身なにも行動していないことについては、反省する点である。
9402	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	ありません。	年金記録問題が公表されるようになったことで、概要を知りました。 氏名無表示等の不備記録がこれほどあるとは全く思っていなかったので、国民の皆さんへご迷惑を掛け、信頼を失墜する非常に由々しき問題だと思っていました。 ただ、記録の不備がない未統合記録は、取扱いの良し悪しがあるかと思いますが、基礎年金番号発足時に届出いただくように周知を行い、年金請求時等にも確認・調査をしてきたつもりでしたので、それらの未統合記録をすべて含めて「宙に浮いた年金」と捉えられているのは、少しやりきれない思いもあります。	とにかく、懇切丁寧に事情・状況を説明のうえ、申出記録の確認を行い、多くの方に本来の年金を支給できるようにと考え対応してきたつもりです。 古くからの制度ですから、取り扱いや管理方法の変更は必ずあります。その節目、節目での認識や対応の甘さが職員全体にあったのだと思います。
9403	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般の認識は分かりませんが、問題とされる事項は出尽したのではないかと考えます。	社会保険事務庁(日本年金機構)単独での調査対象になる方には郵送・電話等が行われているので、庁所有の年金記録からのアプローチではなく、年金期間のない人間の方を抽出して個別に090等で調査していくような方法が、手続き的に難しいですが最後の手段ではないかと考えます。 ちょうど市町村の福祉事務所から生活保護を受けている方の年金記録の確認依頼を受けましたが、090検索で手番が多数見受けられましたが確認を取るルートが不明確なため苦慮していたところですが、確認ができれば効果が高いと思いました。 住基ネットによる照会も行われていますが、いわゆる名古屋方式よりさらに踏み込んだ協力体制を法制化していただく方法しかないように思います。	いわゆる年金問題のうち、基礎年金場番号と手帳番号の未統合については、入庁したのが平成9年の基礎年金番号導入時だったため、未統合者が多数存在するということは当初より認識していました。 ただ、自分自身も基礎年金番号通知書を受け取り、内容を見ていたため、2号→1号移行時、裁定請求時等に解消されていくと考えていました。 明確に問題意識をもったのは「消えた年金」との報道がされ、申請主義によらない調査を求められた時点だったと思います。	自分自身の対応については、被保険者の1号取得時、市町村からの照会に対して手間を惜しまなかったとの自負はありますが、どの程度解決に寄与できたかは答えを出せないでいます。 受給者の未統合問題については国民年金課→業務課→国民年金課→業務課という職務から考えが及んでいませんでした。 世代別の手番調査を行った際に、受給者まで含めていれば、問題が少しでも早く、重大化する前に、社会保険庁の手で解決へ進む可能性もあったのかもしれないと考えると残念です。
9404	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	マンパワーをかけ一件一件丁寧に確認し作業を進めていくことが大事と思います。ただ、膨大な作業量の中、できるだけ早くお客様に正しい年金記録を提供することが最重要であることから、マンパワーの投入と平行して今まで以上の作業の効率化を図っていくことが必要不可欠と思います。また、年金記録問題の作業においては、専門的な知識を要することもあり、事務処理誤りを防止する観点からも職員が作業に集中できるような環境の構築といったものが必要と思います。たとえば、地方の現場が記録確認作業に集中できるように、職員の電話相談の対応を緩和するため、「ねんきんダイヤル」等の更なる体制の充実を図るなどといったことが必要ではないかと思います。	以前からある程度の未統合記録があるだろうとは思っておりましたが、どこかの時点(例えば裁定請求時など)で個々に解決されているものと思っておりました。年金記録問題が公になって未統合記録が5000万件存在することを知りましたが、未統合記録が5000万件も存在するなどということは予想もしておりませんでした。この年金記録問題が生じた要因としては様々のことが考えられますが、国民の皆様の大事な年金をお預かりしている立場として、一日でも早く正しい年金記録を国民の皆様に提供できるよう、全職員が一丸となり最重要課題として取り組んでいかなければならない問題であると認識しております。	役職上、収納対策、適用対策等といった本来業務と平行し、年金記録問題の対応にかかわってきましたが、限られた人員での事業推進になりますので、常に効率化を考えながら、一日でも早くお客様に正しい年金記録を提供することを心がけてきました。また「お客様の大事な年金をお預かりしている。」ということを常に肝に銘じ、来訪・電話相談等のお客様に対して、懇切、丁寧な対応を心がけてまいりました。全体的な反省点としては、この年金記録問題が発生した要因は、制度的なもの、記録を管理するシステム的なもの、組織上の問題、本庁・地方庁の事務処理の問題等々、様々なことが考えられますが、職員一人ひとりの「国民の皆様の大事な年金をお預かりしている。」という認識が欠如していたことが非常に大きい原因ではないかと思います。職員一人ひとりが「国民の皆様の大事な年金をお預かりしている。」という認識を常に持ち、お客様に
9405	本庁	その他(本庁)	なし	なし	国民年金保険料が本人の了解なしに免除されていることを知ったときに市町村職員と社保職員が暗黙の了解があると感じました。 時期は事務所健保職員として勤務していた昭和60年頃に健保の自宅調査で出張したとき、障害情報をしらべていたら分かった。	当時自身は健保の担当者で、事務所内の国民年金担当者に業務の正確性に不信を感じましたが、当時は人事について保険と国民年金職員の交流がなく、口出しできる環境には無かった。 反省点は、社保と市町村職員の怠慢と上司の事なかれ主義に尽きるが、当時の庁から配転の県国民年金課長も指導力が無かったように責任感が欠如していたことが原因と思います。
9406	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	職員をはじめ、記録問題に携わるすべての人に研修を行い、人によって処理レベルにムラの出ないように、対応するレベルを高めて処理する事が望ましいと思います。	国民の信頼を回復し、再び安定的な運営を構築するためには、年金記録問題の解決を最優先課題と認識しておりました。 また、この問題が発覚してから、初めて年金記録問題の存在を知りました。	窓口や電話での対応において、できる限りご理解いただけるよう、わかりやすく丁寧な説明を心がけました。 現時点での反省点としては、受給者が高齢なこともあり、もっと迅速かつ密に市区町村・金融機関、厚生年金基金、国民年金基金等から情報提供を受け、問題解決に向けて対処するべきだったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9407	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	多くの人に自分自身の記録を確認していただけるように広報をして、それに対する充分な対応ができるように、こちら側の体制を整えていくこと。	生活の保障である年金額に大きな影響を及ぼす、また、これからの年金制度が続いていくうえで必要な、年金制度に対する信頼を損なってしまう、大変重要な問題であると、認識していました。 いつ頃かは、はっきりと記憶にありませんが、平成15・6年くらいだとおもいます。	お客様に納得していただけるように、丁寧でわかりやすい説明をするよう心がけました。 反省点については、制度発足時からの長年にわたる、申請主義的な、受身の体制にあると思います。
9408	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に無いです。	まず神奈川県は、圧倒的に職員の数が少なすぎです。先の国勢調査において大阪府を抜いて全国で2番目に人口が多いところであるのに職員が増えるどころか逆に辞めていく職員が多くその穴埋めで任期付職員が入ってくるものの一朝一夕に複雑な年金制度に対し対応できるわけもなく・・・・ 先の年金記録問題で疲弊し士気が下がりやめていく職員は、首都圏内で多く地方では、そうでもないらしいと耳にしたことがあります。憶測ですが、地方では、神奈川のような酷い状況では、ないと思います。 期限を定めて問題の解決を図るためには、マンパワーが必要不可欠です。 本腰を入れて、抜本的に全国の各都道府県の実情に見合った定員再配分を行うべきです。 昨今、国家公務員の数を減らしていく政策がなされていますが、海外の先進諸国では、年金に従事する職員の数を手厚くしていると新聞の記事で読んだことがあります。 自分が楽をしたいから人を増やしたいといっているのではありません。ただ現場で実際に携わっている経験で記述しています。 国民にとって年金は、生活をするうえで、重要な役割を担うものであるので、今後、年金記録問題	被害にあわれた方からすると言語道断であると思います。 19年11月ごろだったと思います。	
9409	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	いい意見はありません。	>>年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。 年金制度の周知徹底不足による無意味な番号の乱発。 >>そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。 基礎年金番号導入時。	基礎番導入時に、生年月日等年代別に送付されていた基礎年金番号等の確認調査を地道に進めていけば、いずれ解決すべき問題だと思いました。 当時は加入や喪失の時、複数手等番号をお持ちでないかどうか、窓口等で説明をしていました。 現時点での反省は、なにより制度の周知徹底が不足していたことに尽きると思います。
9410	地方庁	その他(社会保険事務所)				
9411	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ございません。	不明な年金記録を一件一件地道に調査するしかないと思います。	確かに社会保険庁の記録の管理には問題があったと思います。 また、国民の皆様に年金制度に不信感を与えてしまい、大変申し訳ないと考えております。 しかしながら、私が入庁した際には、「年金記録は本人自身が管理するものである。」と教えられていたので、そのことを疑いませんでした。ですので、申し訳ありませんが、問題意識をもったのは、今回の事件後です。	今後は、私たちがお客様の記録をしっかり管理するようにし、また、年金記録が不明となってしまった方々の記録を一件一件丁寧に調査していくしかないと考えます。
9412	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	受給者へ送付している年金記録のお知らせの回答を基に記録を調べ、着実に回答していくこと。 現在被保険者の方については、基礎年金番号は1人1つであることを徹底し、例えば、転職した時などは、安易に新たな番号は払い出さないようにすること。	社会保険庁の記録の管理の仕方も問題はあったと思うが、お客様の方でも、転職した際に年金番号をちゃんと届け出てもらえれば、宙に浮いた年金記録が5000万件もあることは防げたのではないかと思う。 平成18年ごろから認識していた。	年金電話相談の部署にいたので、お客様からの相談があった場合は、社会保険事務所の窓口で今までの職歴等を申告していただくようご案内した。 反省点としては、年金番号を安易に払い出していたのではないかということ。また、年金記録をオンラインに登録した際の、チェック体制が甘かったのではないかということ。
9413	地方庁	社会保険事務所課長級以上			厚生年金の紙台帳を切り替える時に読みにくい字や不鮮明なゴム印があったことを思い出します。進達した内容をどのようにコンピュータに取り込むのか判りませんでした。今各種の台帳類を検索及び確認すると、二十数年前に補正しておけば少しは被害が少なくなってと思われます。	紙台帳の切り替えをあまり短期間にすべてを行うのではなく、段階的に確認しながらすべきであったと思われます。
9414	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				
9415	地方庁	その他(社会保険事務局)	別になし	システム、予算、人員、職場環境を充実させなければ、早期の解消は困難。	大きな問題と考えている。採用時から思っていた。	採用時の時点から、仕事をしていく上でひとつの手帳番号で記録を登録していくのだと認識していたが、窓口対応していると何冊も手帳を持っている人がいることがわかり、このままでは、年金をもらう手続きをする段階で必ず混乱し、一部記録がもれて裁定されてしまうとそのときから危惧していました。小さい力ではありますが私なりに窓口や電話では、事業所の担当者や個人に本人の手帳は原則一冊であり、数冊もっている場合は重取の手続きをするよう指導はしていました。今思うと将来自分たちが、この整理で苦労するだろうということは、目に見えていました。なぜもっと早く基礎年金番号導入等を早くしてくれなかったのかと思います。また今回の記録問題について、またその他についても周知が全く足りないと考えます。今回の件では私たちも、もっと早く職場から声をあげるべきであったと反省しています。
9416	地方庁	社会保険事務所長	特になし	・年金記録には60年を超える歴史がある。事業所の名称等に変遷、記録の保管に熟知したOB職員の活用が必要。 ・国民年金の記録について、市町村協力をお願いする形となっているが、平成11年度までは市町村で収納していた。また、住民に身近な立場にあることから市町村に対し協力を義務付けるべきではないか。	件数を知ったときは、多さにビックリしました。しかしながら、以前、窓口での年金相談や記録確認を担当した際、本人のものと思われる記録を確認しようとしても「覚えていないのでもういい。」という相談者が多数あった。 また、働くために生年月日を偽っていたという方も多く、ある程度のことは予想していた。	年金記録問題により、来訪者が殺到した際には、自分の経験を生かし来訪者の対応の先頭に立ち、職員・社労士への指示やアドバイスを行なった。 制度そのものが一般の人に難解であり、本来の趣旨以外の回答が多く寄せられ、その回答に多くの時間をとられることとなったいる。テレビ等で制度の生い立ち等広報が必要だったのではないか。
9417	地方庁	社会保険事務所長	なし	お客様からの記録照会に対し、1件1件確実に調査を進める必要がある。お客様の照会にかかる事業所を調査するにも、お客様が会社名として覚えているのが「屋号」であり、適用事業所は別名であるような、地元の職員でなければ探しきれない事例もある。お客様が探している記録にたどり着くために、もし、たどり着けなくてもお客様が納得いく調査をすることが必要であり、そうしなければ、同じお客様に何度も同じ内容のお手紙や照会を繰り返すことになる。 早期解決のために、経験のある人材の確保をお願いしたい。 また、今後の年金制度を考えると「年金教育」を充実させ、学生の頃から年金への関心を持たせることにより、正しい年金制度の理解の基盤を作ることも必要と考える。	お客様の年金権や年金額に関わることなので、直接生活に影響のある重大な問題であり、国民の皆様からの不信感が並大抵ではないと考えた。ただ、お客様自身の記憶等をもとに探せば、それ程時間を費やすことなく探せるものと考え、これ程の労力と時間を費やしても解決できないとは思っていなかった。 この問題を認識した時期については、マスコミ等の報道を通じて「宙に浮いた5000万件」を認識した。	とにかく全職員の問題と受け止め、お客様の納得のいく調査結果を出すために、お客様からの聞き取りをする段階で、いかに情報を引き出せるかを考えながら対応していた。 いろいろな情報から、お客様の不安がつのっていき窓口に殺到され、その結果、お待ちいただく時間が長くなりお客様に迷惑をかけることとなった。具体的に当初どのような対応をすれば不安を与えずにすんだのかは分からないが、長時間待たせるkとも不信感につながった要因の一つと考えると、この問題が発生した当初は、基本的に職歴については お客様の記憶に頼るしかなく、十分な情報を提供できなかったこともこの問題の解決が長引いている原因と考える。 また、年金記録の調査にも時間を要してしまい、年金記録が判明しても支払いを受けるまでに更に時間がかかるという結果が不安に拍車をかけ、年金制度への不信感が一層強まったと考え
9418	地方庁	その他(社会保険事務局)			平成18年頃、電話センターで国年の相談員としてお仕事をさせていただいていた時です。年金記録問題は年金加入者の加入記録が見当たらない状況があまりに多いので、何故に、そんなことになっているか。あまりにも多くの問題が有ることに驚きました。	年金記録問題に真剣に対応し国民の皆さんに誠意を持って答えることが必要かつ重要と切実に思いました。 透明性のある加入者がいつでも確認できるような状況(お知らせも含めて)が必要であったことが反省点として考えます。これからも当然ながら不可欠と思います。全力を注いで対応することが重要と考えます。
9419	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じていません。	問題解決には時間と人とお金が必要だと思いますが、中でも時間はかけられない待ったなしの問題ですから、あとは人とお金をいかに有効に充てるかの問題だと認識しています。 地方の現場は直接地域の住民の皆様のお話をお伺いしていますが、お話の中で制度の成立ちから今日に至る変遷をご説明させて頂く事により大多数の方は記録問題についてご納得頂いている状況ですが、中にはプロの目から見て怪しいケースがあり、そういう場合は徹底的に調査をし記録回復に努めてまいりました。 現場には複雑な制度を理解しかつ相手の立場にたって相談を受ける職員が必要です。しかし残念ながら、人が育つには時間が必要です。 現在客観的に見て年金問題に対する国民の信頼は一朝一夕で回復するものではないと認識しています。 この問題を短期に解決するには、年金のプロとしては譲れない部分もありますが、一定の理にかなう基準を満たせば本人の記録として追加する等大胆な方策が必要と考えます。	私は主に年金給付に携わっていましたのでその方面より回答します。 平成9年1月より基礎年金番号制度が導入されましたが、これ以前は現在もそうですが、年金請求は年金額の請求でなく裁定の請求であって、ご本人が年金加入履歴を申し立て裁定庁がその内容を審査し裁定するものと認識しています。 しかしながら、現場において裁定請求書を受理する際、ご本人が履歴を正確に記録あるいは記憶されているケースは皆無に近く、常識的にも何十年も前のことを思い出すにはある程度、当方の誘導が必要でした。 機械化前の裁定請求には当方の誘導にも限界があり、この問題が明るみになる以前より、年金の欠落はある意味ほぼ全ての方を疑うべきものでした。 現場では以前より請求は裁定の請求なので、それに漏れがあることは恥ずべきこととし慎重かつ入念に審査し、また機会あるごとに本人確認を実施しておりました。 平成9年当時よりこの問題はとにかくお一人おひとり時間をかけての確認となるので相当の時間を必要とするものだと認識していました。 ただ、明らかになった旧台帳の存在や氏名が入力されていない記録の膨大な数については想像の域を超えるものでした。	現場ではとにかくお一人おひとり機会があるごとに入念に確認をしてきましたが、限界を感じていました。
9420	地方庁	社会保険事務所課長級以上	現在、各社会保険事務所において記録照会及び特別便についての回答をしているところですが、量的な問題から、丁寧な回答になっていないと思われる。期限を設けられた対応なのでやむを得ずとも思いますが、いかがなものか。	現在、各事務所において本来業務をこなしながらの作業においては限界がありますので、事務所とは別なところで集中してやることが、効果的と思われます。また、今の状況では闇雲に動いていることが、厚生年金に加入していると考えている方が多いので、そういうことを広報等で知らしめることも必要と考えます。	今回の記録問題において初めて知りました。記録の担当を経験した事がなかったので、わからなかった。	永年管理する記録としてはあまりにも管理意識、危機意識がなかったと思われる。
9421	地方庁	その他(社会保険事務局)			入社してすぐに、補正を担当しましたので記録が正しく収録されていない事が多々あり、昔の名簿や台帳が、統一されていないことに原因があると、認識しました。 職員が改ざんした記録ではないかと思われるようなのもは、見当たりませんでしたが、庁でしか入力できない、記録が誤って入っていることがあります。	紙台帳の時の事はどうしようもないことですので、資料となるものは記録がわかり次第訂正し、デジタル化して被保険者さまの記録の訂正をしなおすしかないと思います。 入力後のチェック体制を強化するほうがいいと思います。 謝金職員や賃金職員の人選をしないと、できない人や、人間的に人に危害を加える人もいます。 賃金職員を雇いすぎて、人が余っています。 WMやINSの機械も少なすぎます。 人が多すぎて、管理も大変で、目が行き届きません。 遅刻、早退などもタイムカードにするべき反省点だと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9422	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	加入者への記録の確認調査の強化。	国民の皆様に多大なるご迷惑をかけているとの認識をして、早期解決をする必要があると思います・報道等で大々的に取り上げられたころです。	今後も加入者の立場に立って根気よく、記録問題の解決に尽力したいです。過去からの記録に対する意識の希薄さがはんせいてんです。
9423	地方庁	その他(社会保険事務所)	今、判明している以外には思いあたりません。		平成13年の新規採用後、適用課に配属になり厚生年金の期間調査に携わった時に、過去の台帳が破損してる部分がある事を知った。その時はまだ年金業務全体の事がよくわかっておらず、古い物だから仕方ないのかな、と、特に問題意識を持つことができなかった。微力ながらもその時に何か問題提起できていれば、少し現状とは違ったのかなと思います。	上記いずれの件についても、自分なりに、また課としてもできることはすべてしたと思います。その結果、国民年金の件は原因が判明し記録の訂正ができた。厚生年金の件については可能な限り調査をおこなったと思います。 問題点は国民年金も厚生年金も被保険者への通知や確認等に問題があると思います。厚生年金については基本的に事業所に対しての通知なので、従業員の方が自身の記録を把握する機会が少ない。制度等の案内も事業所へのお知らせなので、自身の加入の状態等が適正なものなのか判断しにくい。 国民年金にしても金融機関やコンビに等で納付しても、それがきちんと自身の記録に反映してるか、確認しにくい。疑いだしたらキリがないが、十分すぎるくらいの通知や確認が今は必要だと思う。今でもインターネットや控除証明書の発送、定期便など確認の手段はいろいろあるが、皆が満足するまでは言い難い。 繰り返しになってしまいますが、一方的でない相互での記録の確認が必要だと思います。
9424	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません		大変大きな問題であり、年金制度の根幹が揺らぐこともあるとおもいました。 平成18年3月位からです。	社会保険庁全体の問題ではあるが、自分のおかれてる立場で、お客様の信頼回復に努めてきました。 国民の生活の安定のため、国の公僕として、不正等を見過さず許さない体制作りが出来ていな
9425	地方庁	社会保険事務所課長級以上	厚生年金の資格記録 厚生年金手帳記号番号の記録でカセット管理され、氏名索引でも表示されない記録がある。 また、事業所記号番号が「0000-000000」で管理される記録があり、事業所名が不詳となっている。 国民年金の納付記録・資格記録 年度別に各月の納付展開がされていないため、市町村が保管する被保険者台帳と突合することになるが、一部の市町村ではその記録が廃棄済みのため照合ができない。 また、被保険者が申出書に記入された住所の市町村にしか照会業務ができないため、記録の確認ができないことがある。 どこに住所をおいていたか戸籍の附票しか判別材料がなく、これを被保険者に求めることは困	厚生年金の資格記録 カセットの開放を進めること。 過去に二重払い出しした記号を含め台帳との突合を進め事業所記号番号を補正し、会社名の出力を可能にすること。 国民年金の納付記録 各月展開されていないリストを作成し、マイクロフィルムと突合により整備漏れをなくすこと。 市町村で保管されている被保険者台帳について社会保険庁に移管をお願いするなど対策をとること。 21年度から進めている国民年金の特殊台帳との突合や厚生年金の事業所記録索引など可能な	国民の大切な個人記録(情報)を管理しているには、その正確性が求められるわけですが、平成18年に被保険者に「被保険者資格記録回答票」を作成送付するときに、不備な記録が多数存在することを再認識した。 また、平成9年に導入した基礎年金番号が、その時に死亡していた者や旧法で年金を受けている者など、統合していない者が多数みえることも判明した。	管理する記録の訂正(補正)・統合するなど、正確な情報の提供に努めました。 反省点 これまでの間、事前に紙台帳との突合で不備な記録の減少・解消させる手段をとっていなかったこと。 被保険者本人からの年金裁定請求の際に直せばよいという、感覚で業務を行ってきたこと。
9426	地方庁	社会保険事務所長	・厚生年金制度は昭和17年発足後、65年以上経過して、当時の年金記録の管理は当然紙媒体による管理方式であった。機械管理となったのは昭和60年頃であり二十数年前である。 ・平成9年に基礎年金として制度化して記録を特定して管理して12年経過したところであるが、この当時に「記録問題へ着手していたら」「するべき」と思われます。	・今後、発生(疑重複や標準報酬確認)させない方策も重要と思われる。	平成9年以降、疑重複等が発生したとき照会をしても本人の年金に対する認識が希薄であった。最終的に本人が受給の際、記録を確認することで整理されると認識していた。	今になって思えば(6)のとおり平成9年に記録問題の解決に取り組んでおくべきだったと思われるが、当時は(8)のとおり認識であり、危機管理意識を常に念頭に行動することが今後、国民より信頼される機構組織の目的と思われる。
9427	本庁	その他(本庁)	ありません。	地方自治体や民間をはじめとして、協力していただける団体にもお願いをして協力をいただきながら、地道に突合作業をすることだと思っています。	年金制度への信頼を損ってしまった問題だと認識しています。 平成16年4月頃(新規採用された当時)から国会で取り上げられるようになるに従い徐々に知りました。	具体的には、受給者の方々からのクレームを受ける際には丁寧にお話をお伺いする、また、記録訂正の業務に携わるようになった際は誤りが無いように正確に処理をすすめるように対応していましたが、法令遵守を常に意識して行動するようにしていました。 全ての問題に共通する反省点として、法令遵守に対する認識の低さだと考えています。
9428	地方庁	その他(社会保険事務局)		現行の取組みを着実に実施すること。 ご本人からの記録照会に対し加入記録が容易に検索できる仕組みができないか。	機械化がされていない時期でも年金番号は一人一番号と周知され、年金手帳番号の重複は本人が承知しているものであり、自己責任で将来統合されるべきものと考えていた。 年金記録は手帳番号で管理され、その手帳や番号を確実に所持することにより、いつでも記録統合が可能との楽観的な考えもあったように思う。	申請主義的な考えが一般的であったように感じる。 年金手帳を複数番号所持している者も、将来年金請求する時点で統合(重複取り消し)の処理をすることでよいと考えていた。 機械化を早期に実施し、更に、その早い時点で記録の整備をすべきであったと考える。
9429	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません。	問題の根がかなり深く、歴史的・制度的要因が複雑に絡み合っているため、若い職員や経験不足の職員だけで解決するのは困難と思われます。事実、私自身も年金関係の部署を経験したことがなく、問題解決の具体案を提示することが難しい状況です。 やはり経験豊富なベテラン職員を中心に、場合によってはすでに退職したOBなどにも臨時職員のような形で協力していただきつつ解決を目指すのが妥当と思われます。	私自身、これまで健康保険と保険料徴収の部署しか経験がないこともあり、年金記録に問題があるなどという認識はまったくありませんでした。世間同様、マスコミからの報道によってその存在を知り、世間の方々と同じように驚いただけです。 しかし、この組織に所属する以上、自分がまったく関わっていないからといって責任を取らないというわけにもいきません。精一杯問題解決に尽力すべきだという認識を持ってこれまでやってきました。	(8)の内容とも重複しますが、この年金記録問題を個人の責任ではなく、組織全体の責任として受け止め、特別便対応をはじめとして誠実に問題解決に向けて尽力してきたつもりです。 反省点としてあげることがあるならば、やはり古い記録についてしっかり管理・整備しておくべきであったということだと思います。 現場で年金特別便等を見ていると、記録に漏れや誤りがあるのは、たいてい年金記録がコンピュータ管理されていなかった時代、かつ、厚年と国年が別番号管理されていた時代です。 逆に言えば、それ以降の記録は、ほとんど問題がないということです。 今言っても仕方のないことばかりですが、もっと早くコンピュータを導入し、基礎年金番号制度も導入していればよかったと思われます。
9430	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	政争の具にすることなく、合理性・効率性など十分に検討したうえで方針を策定し、全庁をあげて対応することが必要と考えます。また、国民の皆様へ、ご理解とご協力をいただくためのPRが不可欠と考えます。	記録を取扱う部署に在籍していたことがなかったので、報道で初めて知りました。	正直に言えば、直接関係したこともなく、しかも現職だけの問題でなく過去からの継続した問題だと思い、マスコミや世論のバッシングの仕方にも納得いかない部分も多々ありましたが、自分も社会保険庁の職員として、自己の問題として捉え、宮与返納や24時間電話相談への参加など、そのとき出来る対応はさせていただいたつもりです。 反省点としては、(問題の全てを把握・認識しているわけではありませんが) ・過去からの責任の先送り(自分の在籍中に発覚しなければよい) ・国民の大切な記録を取扱っているという認識・自覚の低さ によって問題が肥大化し、問題への対応に当たっては ・よく言われる"三階構造"による全容把握の遅れ ・異常とも思えるマスコミ報道(バッシング)による世論を意識して十分な検討を行う余裕もなく対応をせざるを得なかった状況 などによる対応の遅れ・迷走…等があったのではないでしょうか。
9431	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録問題対応だけに特化した部署等を設けるべきだと思う。	職員が年金記録に対する重要性を深く認識していなかったものであり、基礎年金番号導入時には多少なりとも危惧していた。	受給者、被保険者一人ひとりに対して真摯に向き合い、根気強く応対することを心がけた。 反省すべき点は、対応が後手後手に回ってしまい、迅速かつ統一した対応がとれなかったことだと思う。
9432	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	年金記録に漏れがあると申し出された方について、全力をあげて取組んでいく。解決しないものについては、救済できる方策を立てていくといかと思います。	テレビ等で年金加入記録に誤りがあるという報道がされて、初めて多くの記録の漏れがあるということを知りました。年金加入記録がしっかり保存されていないとは思っても見ませんでした。	基礎年金番号に記録が統合されていない場合は、機会がある都度お客様に説明をしました。 将来のIT化社会に向け、紙媒体等で保存されている記録を、長期的計画を立てて、順次作業を進めてこなかったことが反省点と思います。
9433	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		現時点でも実施しているところではあるが、 迅速に解明作業を行うのみ。(その後の補正も含め) (大量の人員を投入しての対応が必要)	社会保険事務所に出向した平成12年度以降に、年金相談とを実施した際、お客様の手帳番号が統合されていない状況を知った。	その当時は、判明した未統合記録に関しては、その時点で統合処理を行っていたが、年金請求時に調査し統合するのだから統合されていない記録があっても問題ないとの意識であった。
9434	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	業務委託により早期解決とするのも一案ではあるが、実際に処理誤りも多発しているようなので、公約を無視した理想論ですが、熟知している職員によって地道に解決を目指すほうが最終的にはよい結果をもたらすものであると考えます。	現在・将来に向けての国民の生活を左右しかねない重要な問題。必ず解決しなければならない。	与えられた業務を確実に行った。少しでも力添えできるよう、他者の手伝いを行った。 記録の統合を裁定時にすればいいと先延ばしにしていた点。
9435	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。		厚生年金の手番で、氏名が収録されていない記録があることは、知っていたが、事業所名等で調査ができるものと思っていた。年金記録が紙台帳からコンピュータに切り替えされたときに、今回のような膨大な件数の記録もれがあることについては、把握していなかった。消えた5000万件が騒がれるようになって、初めて事実を知った。	記録もれを1件でも多く解消するため、お客様の正しい年金記録を取り戻すために、年金特別便の対応や再裁定の対応に一生懸命取り組んだ。紙台帳からコンピュータへの切り替え時に、年金記録問題について、もっと慎重に取り組んでいたらよかったと思う。
9436	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録に関してすでに疑義を訴えている方の記録や社会保険庁の名寄せ等で本人のものでないかと疑われる記録については引き続き調査を続けていくことは必要だと思いますが、年金受給者や被保険者などの声を聞いていると、根本的には年金記録そのものが正しいかどうかではなく、そもそも年金額が低くて生活が困窮していることへの苦情、または年金制度そのものへの理解不足と不満が多く聞かれます。老後の生活を保障するための社会保障制度としての年金制度そのものを充実・改正することが抜本的な解決策ではないかと思います。	年金手帳を紛失したり、過去の年金記録を失念している人には年金請求などの際に、業務処理手順に従い可能な限り本人からの申し出を出してもらえるように努めていましたが、根本的には個人情報でもあり、本人からの申し出によらないで処理できないものと認識していました。 なお、旧台帳などのオンラインによらない記録の問題などの記録管理方法の詳細について知ったのはこの問題が検証されるようになってからのことです。	私自身の対応としては、窓口電話等での問い合わせに一人ひとり丁寧に聞き取りして業務処理手順に従い可能な限り本人からの申し出を出してもらえるように努めています。 また、この間の反省点としては、一つ目には、旧台帳などに代表されるような記録の保管方法などについて社会保険庁・政府が記録整備に人手とお金をかけてこなかった点にも問題があると思います。50年以上にもわたる超長期の記録を保管しその時代にあった新しいものに替えていくには、人手とお金をかけて不断の努力を続けるしかないと思います。 二つ目には、根本的には年金記録そのものが正しいかどうかではなく、そもそも年金額が低くて生活が困窮していることへの苦情、または年金制度そのものへの理解不足と不満が多く聞かれます。老後の生活を保障するための社会保障制度としての年金制度そのものを充実・改正することが抜本的な解決策ではないかと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9437	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間に公表する事柄でもないが、検索システムの使い勝手が悪い。 例えば、健保厚年020-1-10で、 「田中○○」を探すなら"検索方法"に「2」を、 「○○田中」を探すなら"検索方法"に「3」を入れるが、 「○○田中○○」を探す方法がない、とか、 基礎年番010で、 漢字を入力して検索する際に、違う読みで同じ漢字を呼び出して入力すると該当者が引っかからない、など、 照会してくる被保険者の方は、パソコンの検索をイメージしていることが多いので、調査に時間がかかることをなかなか理解してもらえない。	莫大な費用がかかるのかもしれないが、システムは新しくするべきだと思う。 調査時間も短縮できるし、被保険者にとっても結果が早くわかるため、サービスの向上にもつながる。 事業所名称の検索に関しては、現在パソコンに入れて使用している検索システムがあるが、これをWMでできるようにしたほうがよい。	大騒ぎになる少し前に、期間照会を担当した時に旧台帳の存在を知り、一回一回取り寄せて確認するよりコンピューターに入れてしまった方が便利になるのに、とは思っていた。	自分自身の対応としては、記録があるのに見つけられないことのないように、慎重に調査するようこころがけた。 旧台帳を、旧台帳のまま放っておいたのは、間違いだったと思う。 "一年で！"とか"半年で！"など、無理に期限を切って処理を急ぐと、また処理誤りを増やすことになってしまうため避けたほうがよいとは思うが、コンピューター化してから20年も経っているのだから、少しずつでも収録していっておくべきだったと思う。 また、マスコミが不安をあおるような報道ばかりしていたため、騒ぎが大きくなった。親切そうに見せた新聞記事もテレビ番組も、結構誤解を招く偏った説明が多い。 別の厚年番号でかけていた記録が宙に浮いているのも、自分の基礎年金番号の記録から"消された"と思っている人も少なくないし、 基礎年金番号通知が出たときに他手番の統合の案内をしていたことや、年齢の高い順(？)に記号番号調査が送られていたこともあまり知られてなくて、"放置していた"と思われていた。 不安をあおられて事務所に押しかける人々に、職員が一人一人説明するのに任せていないで、ある程度のところで、国営放送(NHK)等で "浮いている"と言われているのはこういうことで、"消えた"と言われているのはこういうことで、また調査するにはどうすればいいか… と、ちゃんと説明・解説する機会を設けるべきだったと思う。 また、体制も整っていない、職員数の少ない状態で、「特別便」を一斉に送付したことも混乱を招いた原因のひとつ。 "回答はまだか？"の電話対応で時間をとられて、調査も進まずの悪循環。 ひとまず、受給者を優先に送付して、若い世代は今までどおり、時間をかけて順番に送付してもよかったのではないか。 特別便対応に用意された専用ダイヤルも、"近くの社会保険事務所へ行け"と案内するだけで、何の意味もない。
9438	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	基礎年金番号の一元管理管理の徹底については、戸籍、外国人登録票等との連結等による担保の検討。 マクロな観点からは、法人事業所の適用の公平性の実現。業務不振の際の保険料減免措置を導入のうえで、事業主からの不正届出に対する罰則強化を検討してはどうでしょうか。(未適用事業所が多数存在することや、税と異なりどれだけ赤字でも保険料が減免されないことが、加入忌避や不正届出の一因となっている。) 細かい部分では、事業廃業、法人解散の際の喪失年月日の基準について早期に明確にすべきです。 現在の基準は、解散決議年月日の翌日なのか、清算期間中の適用が認められるのか等が明確でなく、添付書類によってどちらでも良くなってしまうようなあいまいな基準であると思います。 添付書類にしても、税務署、警察等がどういった基準でその日付を事業廃止日とし、何を証拠書類といて確認しているのか把握しているのか疑問です。 事業実態に基づいて判断するということであれば、他省庁への提出書類を基準とせず社会保険としての基準を明確に示すべきであると考えます。 基準が明確でないため、後年になって記録問題となる可能性が高いと思います。 また、事業実態が不明確で連絡が取れないような事業所に対する事業実態及び全喪調査に対して適用サイドで積極的に取り組むことが必要であると考えます。	未統合記録に関しては、厚生年金、国民年金それぞれの手帳番号から、基礎年金番号へという制度変遷と、記録のコンピューター管理移行の確認不足。 個人の記録を管理するうえで、一個人に多数の手帳番号が付されてしまうような制度設計に問題があったと考えます。 また、基礎年金番号導入後の記録整備体制の不備、紙台帳から機械管理へ移行した際のチェックの甘さが、制度設計上必ず起こった問題をさらに悪化させたという認識です。 基礎年金番号への未統合番号があり、順次統合していく必要性があることは今回記録問題として報道等がされる以前から知っています。 未統合記録の規模と、コンピューター移行時に誤入力等の不備が多数存在することについては、報道と記録問題に対応するようになってから知りました。	年金記録問題で来所、問い合わせを受けた際の、記録確認等に真摯かつ積極的に対応すること。 現時点で見た際の反省点としては問題発生の起因という意味においては(8)に書いたとおりです。 年金記録問題に対する一連の対応が始まった以降については、特別便→定期便の流れにおいて処理体制や手順等をきちんと整備する前に、見切り発進している部分が多すぎること。例を挙げるなら、定期便について、「事跡管理のシステム構築前に対象者への送付を始めていること。」等。 処理体制等についてきちんと確立したうえで、時間が掛かってもひとつづつ丁寧に進めていかないと、今回の問題の原因を省みず、同じことの繰り返しになってしまいます。
9439	地方庁	その他(社会保険事務所)		現状の制度(年金定期便)を継続すること	報道されるまではこんなに多くの記録が未統合ということを認識していなかった	年金記録に関する関心が庁職員も被保険者(受給者)双方にあまりなかったこと
9440	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありませんが、年金保険制度が何の目的でどのようにして誰によって始まったのかを世間一般に知らせるべきではないでしょうか。	①一局集中で突合せ作業を行うことと考えます。ただ、この作業には人とお金と時間を相当数要することになる。 ②(6)で挙げたようなこと、今までの制度変更等を全て国民に明らかにし、年金制度に対し、理解を求めることが必要と考えます。	①厚生年金保険が始まったのは報酬調査が目的であったと聞いたことがあります。 当時の記録がずさんであったことはこのことが原因ではないでしょうか。 ②被保険者記録のオンライン化作業を、当時、学生等のアルバイトを雇用し入力作業を行っていたことも聞いたことがあります。大切な記録の移行作業を責任感の意識の薄い雇用体系で行ったことも記録漏れ、記録誤りにつながったのではないでしょうか。 ③年金保険制度が始まってから、国民に対しての周知、および広報の方法や内容が質・量ともに悪く、ほとんどの国民が理解、認識していなかったことも原因と考えます。 ④年金制度を理解していなかった国民の方々にも届出を怠った過失もあると思います。しかし、そうさせた国に責任はあるでしょう。 記録問題を認識し始めたのは、マスコミ(TV)で、どこかの弁護士が若いころの国民年金記録が漏れていると取り上げられたころから知りました。	①記録漏れ、誤りは国と社会保険庁の過去の事務処理誤りであることと認識し、お客様に謝罪の上、今までの事務処理の経緯と制度の理解を求め、可能な限りの記録調査を行い、記録正常になるよう努めたつもりです。 ②国と社会保険庁による、年金制度のあらましから制度内容を国民にしっかりと周知、広報を行っていなかったことを反省し、そのことを説明していく必要と責任があると考えます。 ③システム改善も必要とおもいます。
9441	地方庁	その他(社会保険事務所)		紙台帳等を地道に検索していくしかない為、かなりの時間を費やします。 現在は、日々の業務+ねんきん定期便・特別便の対応をせざる得なく、回答するのに余計時間がかかります。 定期便・特別便の専門職員を設定していただけるとお客様に対して早く回答できるのではないでしょうか？	お支払いしていただいた分を年金として支払ってない以上早急に解決しなければと思っています。 問題の存在は、実際TV等にて騒がれた時期です。	早急に特別便・定期便の回答をと努力はしましたが、日々の業務が夜9時10時までで、土日にも日々の業務をせざる得なく回答にかなりの時間を費やすことになってしまいました。 現在は事務分担を変更していただき、ある程度早期にご回答できるようになりました。 しかし、現時点では、退職者の有給処理などによりどこの社保も職員の数が減っており、年金問題解決以前に日々の業務も末わりきらない状態にならないか・・・不安があります。(早期問題解決にはどうしても職員の増員が必要なのではないでしょうか？) 現時点でみた場合の問題についてですが、年金番号を一人に対して複数発行していた事が一番の反省点と思います。 また、国民年金納付状況・厚生年金の報酬月額も定期的に本人へ通知するべき事だったのではと思います。
9442	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げておりません。	一現場の職員としては、一つ一つ照会業務をこなしていくしかないと考えるが、全ての記録を判明させるのは困難なので、ある程度政治的な解決を図らなければならないと思う。	年金記録問題について、記録管理上の不手際、職員の年金を預かっているという意識の低さ等が数十年にわたって蓄積していて、それが一気に暴発して表面化した問題という印象。 4年前に年金給付を担当していた時に未統合手番が多い印象を持ってはいたが、報道で問題視された時に、まさかこれほどまでに判明しない(WM上に残っていない)記録があるのかと職員ながらそれまで知る由がなく唖然としながら知った。	今実際に資格照会の業務を行っているが、照会してきた方の立場になって、急を要する仕事でもあるができるだけ細かく調べて記録回復できるべく努めている。 今のように大々的に報じられる前から問題が潜在していたことはわかっていたはずであり、そのときから少しずつ解決に向けた努力がなされていれば今ほどの問題にはならなかったはずだと思う。
9443	本庁	その他(本庁)			国民の信頼を大きく損なってしまった、あってはならない不祥事。 記録の改ざんなどは、ニュースに取り上げられ始めてからしりました。	目の前の業務に対し、自らが水際防止なのだという事を念頭に置きながら業務を行う事。
9444	地方庁	その他(社会保険事務局)		本人への未統合記録の確認通知。	本人の申出に頼った年金記録確認により山積した未統合記録の問題。 新聞・ニュース等での報道により。	可能な範囲で本人の記録と思われる記録を検索し、確認する。 本人の申出については入念に調査をする。 本人の申し出に頼った記録確認であった為、本人が忘れている、または加入していたと認識していない記録は未統合となった点。 第三者から指摘を受けるまで未統合記録を放置していた点。
9445	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	基本的には、全ての現物の記録とコンピューター管理記録の突合をするしかないと考えています。	採用時の年金裁定の記録審査をしている時、記録が重複しているケース、個人の記録の中に事業所名のない000の記録で管理されているものが有りました。しかし、記録が重複することは現実的に事業所の事務手続きにより有り得るので特に問題視はしていませんでした。また、000の記録についても、事業所名は不明でも本人の請求書の申し出期間が合致しており、本人の記録の中にきちんと管理されているので当時問題視はしていませんでした。最近、年金記録問題と報道され、いろんな事案や事象を聞いて初めて問題が存在することを認識しました。	現在は問題を認識し、基本に立ち返って、ご本人の本来あるべき記録にきちんと整備するよう全力で取り組んでいます。 年金記録は昭和17年から管理されているわけですが、その当時から、記録管理の重要性に関して認識を持ち、きちんとした管理体制が確立されていれば問題は最小限で収まっていたと思います。しかし、当時紙台帳での管理しかできなかったのも事実であり、今日のコンピューター管理にするためには切替作業をしなければならなかったのも事実であるので、その時々で最大限の重要案件として万全の対策・対応をしていれば、発生は防げたのだろうと考えています。 今後は、この問題の早期解決に向け全力で取り組むとともに、この経験(教訓)を活かし、何事においても国民目線での対応・判断・サービスの提供をして行きます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9446	本庁	その他(本庁)	存じません。		ここでいう年金記録問題が未統合記録についてであれば、年金裁定の際に統合するものだと思っていたので特に問題意識はありませんでした。	上記の認識だったので、年金給付課に在籍していたときは、本人申し出以外に記録が無いかを念入りに確認していました。 制度ごとに番号を付番したこと、厚生年金の資格取得の際に本人確認が不徹底(資格取得届だけで処理するため、偽名や生年月日詐称でも確認できない)だったのが反省点かもしれませんが、現行法上は仕方がなかったと思います。
9447	地方庁	その他(社会保険事務所)	現在の年金記録の報酬決定の方法である「算定基礎届」「月額変更届」のように、ある一定の時期の報酬をもって、一定期間の報酬を決定するということが、事業所の経営者及び事務担当者等は知っていても、すべての従業員、または、世間一般が承知はしていないと思われます。 税の年末調整や確定申告、または労働保険の制度においても、年間の報酬をもとにすべてを反映させるという制度の中、本人も誤解が生じやすいのではないかと思います。 この分かりにくさが本人への記録の関心をなくさせ、また、こういった記録の訂正があったときも、本人が気付きにくいのだと思います。 このため、改善策としては、税のように年間報酬で決定をし、源泉徴収票の様なものを交付するようにすれば、仮に記録がこのような問題になったときも本人もそれに気付きやすく、また、未然に防止できるものと思います。	一連の問題については、すべてかどうかは断定できませんが、該当する事業所は経営難等により、負担に耐えられない事業所が多いのではないかと思います。事業所の都合が原因とするならば、経営者側は知っていても、これにより記録を変えられた従業員は何も知らないところでおきたことであり、被害者といえると思います。 ただ、これのみではなく、経営者側でさえも知らないところでおきたことが原因もあると思います。個別の原因を精査し、記録回復については優先順位をつけて行っていくこととすることが必要であると思いますし、まずは、本来の被害者である従業員への救済を急ぐべきであると思います。特に高齢者である場合は優先するべきであると思います。	知るようになったのは、年金記録問題が問題としていわれるようになったときです。 この件については、本人の承知しないところで記録が書き換えられた場合、本人の年金額に影響する重大な問題であると認識しています。	
9448	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にございません。	現在報道等で見聞きする解決案以上の妙案は持っておりません。 ただ、本人紐付けのない年金記録については、住基や労働保険のデータ以外に、本人特定の材料となりそうなデータがない以上、もう本人からの申し立てを待って確認するしかないのだろうと思います。 あとはいかに本人からの申し立てを増やすかというところと、申し立てについて被害者の救済という観点と不正な申し立ての排除のバランスをいかにとるか、というところだと考えます。	誤解をおそれずに言えば、年金記録問題が生じたのは必然であったと認識しています。被保険者又は事業主の届出、市町村からの報告、職員の処理、のいずれの段階でも誤りが生じる可能性はあり、誤りをゼロにすることは不可能です。 ただし、例えば"定期便相当のものを本人へ送付することにより、誤りを早期に発見する"とか、"事務処理誤りの生じにくい業務フローを採用することにより職員の処理段階での誤りを減らす"といった対応を行っていれば、ここまで大規模な問題になることはなく、解決の道がもっとあったのではないかと思います。 (しかし、コンピューターが現在のように普及するまでは手作業で記録の管理をしていたことを考えると、"定期便相当のものを本人へ送付"というのも難しかったのだろうとは思います。) なお、年金記録問題の存在を知ったのは、平成19年頃と思いますが、正確なきっかけ等は覚えておりません。	平成19年から現在までの担当業務がシステム開発であるため、記録問題を起さないシステムを開発しなければならないと心がけてきました。 また、反省点については(8)に記載したとおりです。
9449	地方庁	その他(社会保険事務所)			採用された時期が平成15年であり、経験がなかったので認識していなかった。 5000万件の未統合記録があると報道されたときに初めてこの問題を認識した。 それまで窓口で受け付けた手番の統合を行っていたが、申請がなかったものは年金裁定時に整理されると思っていた。	年金裁定請求時でなく、早い時期に相互に確認できるサービス、仕組みが出来ていれば大きな問題になっていなかったと考えます。
9450	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	徹底した進捗管理とその進捗について、職員間で情報の共有をはかることであると考えます。問題解決へ向け、全職員での取組を行うべきと考えます。	私は平成16年4月に採用となり、年金記録問題については、マスコミによる報道の中で、初めて認識をするようになりました。その時より、社会保険庁としてこの問題を解決することが、年金行政の信頼を回復する唯一の道と信じ、業務に取り組んできました。	私自身としては、支援業務として年金記録問題に取り組みました。 反省点としては通常業務を遂行する中で、今後も記録問題に類似の諸問題が発生する可能性があると思われますが、過去の年金記録問題に対しては、そういった危機管理を専門とする部署が必要であったと考えます。また、地方を含めた情報の共有を図る仕組みが欠如していたよう
9451	地方庁	その他(社会保険事務局)	特別便・定期便で年金加入記録を送付しているところですが、厚生年金に加入していた際、事業所名が記載されているのですが、過去の記録に「厚生年金保険」と記載され事業所名が不明のケースがある。既に収録されているのに、事業所名が記載されていないためお客様からは記録にもれがあると思われてします。	全ての事業所記号を収録し、表示可能にする。	宙に浮いた5000万件が国会で取り上げられたとき。 基礎年金番号導入時に統合漏れと思っていた。	裁定請求時に記録を補正すればよいという考えがあったかもしれない。 また、保管している記録に少なからず不備があったと思う。氏名索引などの際には広範囲を検索できるようシステム改善をしていただきたい。 また、お客様から期間照会があったさいは各社会保険事務所でどのような調査をしたのかWMで情報を共有できるようにしてほしい。
9452	地方庁	社会保険事務所課長級以上	東京では以前社会保険庁からの取扱い以外に独自の方式を取っていた。	法律が現状と合わないため見直しをする必要がある。(適用・徴収関係はある程度の規模の事業所を対象とした内容のため)現在の経済環境では予算に限りがあるため項目を絞って作業を行う。(記録問題は昭和30年以前の厚生年金、赤字事業所の標準報酬、国民年金の特例納付が原因がほとんどのため)	いずれは社会問題に発展すると考えていた。問題が存在することを知ったのは5,6年前頃の新聞報道による。	本来業務に対する時間を相当量減らし、できる限り対応するよう心掛けた。検証もせず、ろくに準備をしていない状態で始めたため、問題が発生した際の対応が不十分で、別の件が出た際にも同様のことを行ったため混乱に拍車が掛かり、職員へ負担がますます重くなり病気による休職又は退職者が続出し、これが原因でさらに作業が遅くなる、といったことが繰り返されたこと。
9453	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	厚生年金につきましては、過去においても事業所の届出に基づいて、社会保険加入手続きを行っており、今般の第三者委員会等の申し立ての大部分は、行政側の不手際ではなさそうであると感じています。 従いまして、この問題は旧台帳等を洗いざらい点検したとしても、本来加入されていないため、解決されることは難しいと思います。 広報において、加入すべき範囲だけでなく、わが国は中小零細企業が大半で経済を支えており、経営面等から実感として、必ずしも社会保険に加入していない事を広く伝えることが必要だと思います。	本人が年金請求時に忘れていた等のため、年金給付ができず、結果として浮いている記録があるとの問題と認識しています。 平成19年夏前頃、マスコミ等で騒ぎになり、実際報道を見て来所する方が膨大になり認識しました。	来客される方、お一人ずつ丁寧に、また、少しでも過去の記憶を思いだしていただく対応をしました。 年金請求時に、本人にとって疑わしい記録についても、きっちりと事実確認をすることが重要だと思います。
9454	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		総合調査や会計検査院の検査時に、年金受給者は年金が減額されるのがいやで加入しないというので加入させなかったとか、保険料の負担(事業主・本人)がいや(大変)だから加入しなかった等の話がありました。全事業所の実態調査ができないので、社会保険の加入を嫌がる事業主や従業員は数多くいると考えられます。実際に記録が漏れていた被保険者については、早急な対応が必要と思いますが、勤務していた事実はあるが、保険料を支払っていなかった者についての見極めが必要になると思います。早期解決第一で進めていくと、勤務はしていたが保険料を支払っていなかった者や保険料を支払っていなかったことを知っていた者からの申し出があった場合、そういう者についても記録を認めてしまうことになりかねないので、慎重に進めなければならな部分もあると思います。早期解決ありきで申し出した者だけが得をするということがないようなに、問題内容により取り扱いを決め、早期解決できるもの、判断に時間を要するものと考えていかなければならないと思います。虚偽の申し出に対する罰則についても虚偽の申請かど	年金記録問題がクローズアップされてきてからです。当初は、厚生年金については、重複取消届けの処理がされていないものが多くあると思っていました。窓口で対応した者で、入社するためや借金取り等から逃れるために偽名を使ったり、生年月日を偽ったりしていたと言い、複数の年金手帳を持っていましたから。その後、実際に記録が漏れている者が多くいて、大変大きな問題であることだと思いました。	直接そのような者と向かい合うことはありませんでしたが、話を聞くことがあればできるかぎり詳しく話を聞こうと心がけていました。 現時点で見た場合の反省点として、手作業時代や機械化移行時の事務管理等をもっとしっかり行っていればよかったのではないかと思います。
9455	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録を追加しても、平均標準月額、配偶者加給年金、短期用件による障害年金等の関係で、年金額が下がる場合があるが、それについての統一的な、取り扱いが統一されていない点。	特になし。	年金特別便が出たころ。 昔の管理体制の甘さと、制度が複雑なのにシステムがついていっていないので、問題は膨らむ一方のようなきがします。	1件ずつ、本人確認を正確に行いながら、少しでも多く、正しい記録になるよう、対応を行った。 基礎年金番号が出来た時点で、統合の手続きを、徹底して、行わなかった点。また、被保険者、受給者の人数に対して、対応できる職員の数が少ないと思いました。
9456	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	国民年金記録について、オンライン記録・特殊台帳・市町村名簿を人区と時間をかけて徹底的に突合せする。 国民年金について、当時の取扱や台帳への記載方法等が、地域によって相違点があるため、時系列も含めた資料等を作成する。	年金制度の信頼を失うあってはいけない問題。今後の年金制度のためにも、正しい納付記録に訂正していくべきと考えます。 平成19年1月頃。	期間照会・特殊台帳突合せ作業において、当時の通知等を通知集で調べ、当時の担当職員に取扱を聴取しながら、実施した。 特別便について、積極的に電話・窓口対応を行い、正しい納付記録の調査に努めた。 問題点 国民年金台帳の取扱等が、都道府県のみならず事務所によっても相違していること。台帳を確認できても、納付の有無の判断が非常に難しい事例が多くある。また、それによって漏れている記録も多く見受けられる。 特殊台帳以外の台帳を廃棄したこと。特殊台帳以外の台帳にも、確認が必要な記録が記載されているため。
9457	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	手番の厚生年金被保険者記録で、事業所整理記号が収録されていない記録があり、事業所整理記号の収録をすべきだと考えます。 古い事業所なかに事業所整理記号がなく、番号のみ設定されている事業所がありますが、事業所整理記号に設定してほしい。 手番の国民年金被保険者記録で、ファイル創成されていない記録がありますので、記録整備すべきと考えます。	基礎年金番号が設定されたときに、収録もれ手番対策として過去記録の整備をしていたときにしりました。整備がすすまないときの対策として、年金請求時に整備すればよいという考え方がありました。	年金請求時に記録整備するのに時間がかかりすぎるばあいがあり、事前に記録整備か必要であったと考えます。手番の記録を整備するときに、事業所名を告げられなかった時代があり、本人も思い出せなかったりして収録できなかったときがありました。他人になりすましのリスクがありますが、身分確認ができることを条件に、積極的にお知らせすべきと考えます。本人が死亡して遺族にしか確認できない場合がありますが、遺族の方もうろおぼえしかなく整備できないときがあります。あきらかに本人の記録であることがはっきりしているときの整備の基準を設定していただくよう要望します。
9458	本庁	その他(本庁)	特にありません。	最後の一件が解決するまで、という前提をおいてしまうと地道な調査以外はないと思います。	事務所に出向していた時期にはすでに基礎年金番号が導入されていましたので、資格取得届に関しては基礎年金番号を確認していました。なので、資格記録は基礎年金番号で一本化されているという認識でした。 こういう問題があると知ったのは、報道などで騒がれる様になってからのことです。	・当時の記録管理がずさん(カナ登録がない) ・申請内容に関しては申請者任せ(申請間違いがあっても確認できない)
9459	地方庁	社会保険事務所課長級以上	「問題」に当てはまるかどうか、火災などにより旧台帳が焼失し、加入記録の全てが確認できない事例がある。	旧台帳をすべてオンラインに登録し、コツコツと照会作業を行い、国民にもっと関心をもって自分の記録を確認してもらえるように広報に努める。あわせて、居所不明者など多いことから、住所または居所が把握・確認できるように国民が協力すべきである。 今後、職員はマニュアルなどによりキチンとした業務を行えば、行政の不手際などの原因による問題は生じない。	問題が発生する18年頃まで大きな問題意識はなかった。(期間照会の業務に携わっていなかったが理由と思う。)	基礎年金番号導入直後に行った過去記録の整理・整備の段階で集中して取り組むべきだったと思う。 その時にマスメディアを利用した広報を政府全体としてもっと行うべきだったと思う。
9460	地方庁	その他(社会保険事務所)	承知しておりません。	国民年金部署を以前担当していましたが、ある市では、国民年金被保険者だった人の厚生年金手帳番号情報をデータとして持っていることを確認したことがあります。そのデータと突合すれば、未解決番号の発見にいたるのではないかと思います。	平成9年に基礎年金番号制度ができ、被保険者から業務センターに返信される確認ハガキで年金番号が統合されると思っていました。その後年金の適用や相談から業務が離れていたため、記録問題がでたとき知りました。 基礎年金番号制度が施行されたのに、5000万件という未統合番号があり、早期に統合して、不利益の生じている方(特に年金受給者)の早期回復をしなければならないと考えていました。	古い記録に関して、本人へ丁寧な説明を行い記憶の整理や統合に向けての十分な聞き取りに重点をおき窓口対応にあたりました。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9461	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	やはり、一度に解決はむりであると思います。地道にお客様に確認をいただくしかないと思います。	統合されていない番号があるというぐらいしか認識はしておらず、実際納付をしたのに記録が無いという事は無いと思っていました。知った時期はマスコミ報道がなされるようになってだったと思います。	少なくとも、勘違いでない可能性も高いので、お客様の立場に立って考えて行かなければならないので、できるだけくわしく状況をきかなければならないと思いました。反省点は場合によって要因が違うので一概には言えませんが、過去の管理の方法とシステムに問題があったのではないかのいう事と、記録の重要さを認識していなかった事だと思います。
9462	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	年金記録問題が最重要課題と認識しておりますが、日常の業務と平行しながらとなると、限られた人員の中で、どちらも中途半端になる危険性が常に存在します。かと言って、一方だけをと言う訳にはいかないのは重々承知しています。個人的には、思い切ってすっかり切り離して、それぞれ対応できないものかなと思います。もちろん人的な面で大幅な措置は不可欠と思います。	基礎年金番号が出来た時から、一人の番号にすべての記録が整理されるまでには、相当期間かかると思っていたので、騒がれ始めた頃から、やっぱりという思いがありました。	基礎年金番号が出来た時点で、本当の意味で一人に一つの番号と記録にまとまるには、相当の時間がかかるものと思っていました。その時に、もっと手厚く広報・確認・調査ができていればと思います。自分自身としては、年金給付担当だったので、年金裁定までには本人の記録をすべて確認してからという思いで取り組んでいました。
9463	地方庁	その他(社会保険事務所)		わからない	私がH19年5月に退職後、宙にういた年金のニュースをテレビで知ったためびっくりした。それまではそんなことがあるとは夢にも思わなかった。 テレビで知ってからまた非常勤職員としてH19.年9月から入ったので昔の人がどういう管理をしてきたのか、オンライン化にともなっての当時の管理状態やチェック状態がどのようなものだったのかはわかりません。	昔の経過について当時の責任者はとうの昔に退職しており、昔のずさんな管理を知らない若い職員や非常勤が現場で駆例されるなんて、とても理不尽だと思った。ただ結局そんなことはお客様にはいえないので昔のどんな経緯でそんな問題が発覚したのか上司に話をききながら、お客様には社会保険庁として謝罪するとともに、できるだけ宙にういた記録が早く本人のもとに結びつくように誠心誠意対応している。
9464	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	未統合記録の解明・統合については、最優先に取り組むとともに、ねんきん定期便の送付等による情報提供などのサービスを更に充実することにより、お客様に信頼していただける年金制度にしたいと考えています。	未統合記録の問題については、基礎年金番号の導入時に想定できたことであり、導入時にもっと対策を行うべきであったと認識しています。	積極的に休日開庁時の記録照会業務等を行い、未統合記録解消に努めました。請求主義という考え方を改め、常にお客様の大切な記録をお預かりしているという意識で仕事をすることが大切だと考えています。
9465	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	現状のままがんばっていくことだと思います。	大変複雑ではあるが重要な問題であると認識しています。 問題を知ったのは新聞・マスコミ報道と同時期です。	できる限りのことはがんばろうと思いました。
9466	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません		いわゆる5千万件などの宙に浮いたといわれている未統合の部分については、基礎導入の平成9年にすべて統合させるのは本人の確認事項が必要なため、過去の記録とされているものの記録を推測で勧送にて照会することにも限界があるなどの考えから、当然不可能なことであり、随時または機会あるごとに進めるものとの意識で、被保険者については、最終的に年金請求時に本人に確認していただき、氏名検索をして未統合の記録の有無をそこで確認できる機会があるので受給もれにはならないので‥と思っていた。また、すでに受給者となっていた方で本人が気づかないだけで、本人にその点について照会することもなく見過ごしてきた点は反省点である。過去においてはそのような場合随時再裁定を行い対応してきていたが自分のこれまでの中ではこの問題発生以前は自分での対応は年に数件の事例なまれな事例との認識であったためこのような事例がどれくらい存在するのか知ることが出来なかったこともあり、膨大な数があり大問題とか、いつ頃から知っていたか、との意識すらなかった。	受給者、被保険者と窓口等で対応時には資格記録などから、他に未統合記録の存在がありそうな記録を察し、本人確認を確実に実施しているが、このような対応を以前からおこなっていなければいけなかったことを、痛感している。
9467	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	すべての記録を紙台帳と突合するのではなく、平成9年の基礎番導入前の記録を本人や家族と連絡をとりながら、丁寧に見直すほうがよいと思います。(紙台帳が明らかに誤っていることが多く誤った記録に訂正されてしまう危険性が高いため)	世間一般の方と同じように新聞等の報道で知りました。	日々の業務の中でも、記録に誤りがないかを注意深くみるようにしたことと、法律に則って正しい処理をするよう心がけました。 以前は現場で使えるような全国共通のきちんとしたマニュアルもなく、質問を本庁にあげても回答がなかなかかえってこないので、現場ごとに勝手な判断をせざるを得なかったのかな。と思います。 民間のように、現場の声は真摯に聞き、回答は迅速に全国共通のものとして発出し、現場をきち
9468	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上				
9469	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	時間をかけずに短期間に調査・整理することが必要だと考えます。 そのためには、人手が必要となりますので、大量に投入することもやむを得ないことと考えます。 この問題を早期に解決し、本人、遺族にしっかりと答え、国民の信頼を取り戻すため、国民にこの問題の経過を説明することも必要と考えます。 社会保険庁が行政として行ってきたことに対して、過程においてやむを得なかった事項と結果として怠ってきた事項を整理し、国民に対して説明をするべきと考えます。 この問題に対して、きっちり説明すれば国民の多くは理解してくれると思います。	基礎年金番号制度の導入前は、制度ごとの年金番号や会社を転職するたびに年金番号の払い出しなどが行われていたため、一人で複数の年金番号を持っている人が多くいました。 社会保険庁は年金記録を管理し、本人も自己責任として自分の年金番号などを管理しているものと考えておりました。 最終的には、年金請求時に一つにまとめれば良いと考えておりましたので、早期に年金記録を一本にすることの必要性は考えておりましたが、年金記録問題が騒がれるまでは、これほど年金記録整理などの対応が難しいものであるとの認識は余りありませんでした。	基礎年金番号制度の導入後、疑重複調査や整理が進まない中、国民一人ひとりにおいても年金制度に対する意識が低いため、年金番号の一本化が進まず、年金記録問題が放置されていたように思われます。 最終的には、年金請求時に一本にすれば良いとする考えがありましたが、いざ年金請求時に本人が年金手帳を持っていない、職歴も覚えていないなど、本人が自己の年金番号等を管理していないことが多かったため、結果として年金記録問題となったことに対しては、もっと早い時期に年金記録の整理を行うべきであったと考えます。 また、国民に対して、基礎年金番号制度や年金制度について、周知し理解を得られるような対策が必要であったと思われます。 自分の対応としては、この年金記録問題後、窓口などにおいて、被保険者などに対するこの問題の説明を行うとともに、国民年金の特殊台帳記録の整理や期間照会の調査などの対応を行ってきました。 この問題に対しては、一つ一つ地道な調査を行うしかないと考えますが、早期の解決を図ることも必要であり、そのためには、人と資金を投入して調査・整理を行うしかないと考えます。
9470	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	原因が様々なので、1件1件丁寧な対応を、地道に続けていく必要があると思います。 高齢なかたもいらっしゃるので、簡易な方法がで記録訂正が可能な方策がなされれば、良いと思います。	長年にわたる様々な事象の積み重ねにより生じたと思います。 現在の職員が生まれる以前、採用以前の時代ではパソコンはおろか、ワープロやコピー機もない中での業務処理をしてきたとおもいます。 当時の職員さんの誤読を招くような記載の文字もありますし、お客様方もおおらかで、いくつもの名前や生年月日を使っていた方もいたり、実に様々だと思います。 高度成長の時代には、職員のなり手がいなくて困ったときました。 記録をコンピュータ化するに際しての原因もあったのでしょう。 制度が元々は別々でしたし、基礎年金番号への切り替え時は報道もほとんど少なく、一般の方の関心も薄かったとおもいます。 まだまだ、いろいろな原因背景があると思いますが、そうした長年の積み重ねによるものだと認識しています。 このような大きな問題が存在すると知ったのは、ここ数年のマスコミ報道等からです。	現場では1件1件の原因を丁寧に分析し、記録を調査したり、統合したり、お客様の記憶等を確認していただいたりなどの対応に追われていました。 ねんきん特別便については、急いだ事情があったのだろうとは思いますが、記載内容等があまり検証されずに送付となったと思います。
9471	地方庁	その他(社会保険事務所)		順次送付している記録確認書類をわかりやすい文章で確実に回答いただく事、共済記録と社会保険との記録の早期の整備。	平成19年位からマスコミ報道等により、記録確認のための来所、問い合わせが増加したと記憶しています。基礎年金番号へ未統合の手番、基礎年金番号導入前の共済記録等が主であり、基礎年金番号への未統合者が、かなり多いと認識しました。	本人の記憶だけが頼りであり、当時の時代背景等で記憶を思い出していただく等聞き取りを重点的での対応。反省点としては、やはり基礎年金番号導入時より、もう少し重点的に記録を整備するべきだったのではと考えています。
9472	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	政治的判断による一括救済。	年金制度そのものの欠陥。周知不足。 知ったのは、記録問題発覚以降(平成19年6月頃)	来訪・相談者への親切、丁寧な制度説明。 個人的には反省点はない。 組織的な反省によるところが多い。 歴代長官も含めた謝罪をしないと国民はいつまでたっても納得せず、年金制度と行政への信頼は回復しない。 現場においては、日々の対応に誠心誠意、納得を得られるように頑張ることしかない。
9473	地方庁	その他(社会保険事務所)	私が在籍している間は、報道されている年金記録問題以外は知りません。	年金記録問題は国と市区町村が協力して、本人の記録かどうか判断する機関が必要ではないかと考えます。	私が在籍している間は新聞などで報道されるまでは年金記録問題については知りませんでした。それまでも職場で話になることはありませんでした。実際に年金記録問題を知ったのは報道されたころで、はっきりとは覚えていませんが平成17年頃と思います。	私は当時、年金相談室におりましたが年金請求の際、本人に直接年金加入記録を確認し他に加入記録がないかどうかチェックしていました。このやり方は年金記録問題が起こる前から行われていました。 現時点においては、もっと早くねんきん特別便のようなものが本人宛に発送できていたならと思う
9474	地方庁	その他(社会保険事務所)	1、生年月日からの調査や氏名検索などでも確認できない記録でも、記録が存在することがある。 2、別人の手帳番号に記録が収録されていることがある。(先頭記録ではなく、2番目に勤務した事業所が間違っていることが多い。)	1、丁寧に事業所の名簿を見ていく。パソコンで読み取れない手書きの文字やご記入を人間が確認することにより、本人のものであると推測が可能。時間をかけて調査していく。 2、名簿では年金番号の下6桁のみが記入されていることが多いため、下6桁が同じであり、上4桁が異なる番号で記録が管理されていることがある。本人や近族に職歴確認をすることにより、申し出と記録に相違点を推測するなど。	厚生年金の記録調査が主な仕事であったため、入社してしばらくしてこの問題があることに気づきました。全国民にかかわる問題であり、国が管理している事業としてはとても大変なことであると思いました。慎重に検討し対応していかなければならない重要なことだと思います。	法律施行当時はパソコンがなく、容易に氏名検索ができないため、記録管理が大変に難しい時代であったと思います。その点などを踏まえ、第三者委員会の強化など、社会保険庁以外の機関を活用した国全体としての対応と救済政策をさらに強めていくべきだと思います。
9475	地方庁	その他(社会保険事務所)		紙台帳とオンライン上の記録を全て突合せを地道に行う。	国会で問題になり、特別便が送付され始めたころ知った。入庁してあまり期間がたっておらず、実務的にも携わったことがなかったため、この問題に対しての認識はなかった。	台帳への正確な記入がなされていない場合があること、オンラインへ情報を移したときに正確に移せていない情報が多々ある点。また、基礎年金番号を導入した時点において、大々的に統合の手続きの案内をすべきだった思う。
9476	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	人員を確保し、記録問題に特化した係を設ける。	年金記録が統合されていないことにより、本来受給できる金額とならなかったり、受給要件自体にも影響を及ぼす問題。 平成15,6年頃。	年金関係の様々な用件で来所された方の対応時に、手番がないか確認を行う。 この問題については、基礎年金番号導入時、それ以後で、それまでの手番の整理がきっちりされないままであったことが最大の反省点だと思う。 また、年金請求時の職歴確認についても反省点だと思う。
9477	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	時間はかかるかも知れませんが、1件1件丁寧に確実に解決していくしかないと思います。	社会保険事務所に採用され、年金業務を経験してすぐに、同じ方が複数の年金番号をもっていることは、当たり前だと思っていました。 複数の番号をもっていても、本人からの申し出等がなければ、記録を統合することが出来ません。何らかの相談を受けた際には、同姓同名同生年月日の記録がないか、本人のものであるかどうか、確認し本人のものであれば統合していましたし、少なくとも年金請求の際には詳細に調査していたので、そのときに記録の整理をすればよいものだと思っていました。 氏名や生年月日が誤って登録となっているケースは本当にレアなケースだと思っていました。	自分は基礎年金番号制度が施行されてから入ったので、それ以後はひとりで複数の番号を持つことは少なくなったと思います。それ以前でも、もう少し年金番号の払出に関して厳しく制限することとが出来ていればよかったのかなと思います。 また、1人で複数の番号を所持していることは、周知の事実だったと思いますので、そのような方に申し出を促すような取り組みを、年に1回でも出来ていればよかったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9478	地方庁	その他(社会保険事務所)	これまで明らかになっている問題以外にはわかりません。	年金記録問題の解決を阻んでいるのは、宙に浮いた年金記録のほとんどが年金受給者ものであったり、既に死亡している等によって、本人の記憶が曖昧であったり、確認が困難なことにあります。 これまでやってきた「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」は、ご本人の注意を喚起するものとしては意義があったと思います。 しかしながら、このような方法では最終的な解決には繋がらないと思います。 単に人員を増員するのではなく、調査を簡便に行えるような、これまでにない調査システムを開発できないものでしょうか。 まずは、氏名や事業所名について、オンラインシステムであいまい検索ができるようにしたほうがいいと思います。	入庁した平成5年から、年金記録にもれがあることを認識していました。 オンライン導入時にパンチ入力誤りによって年金記録にもれがあるとか、組合のストライキによって職員の業務が一時行われなかった時期がある(時期は不明)、というのを聞いたことがあります。	私も、これまでに厚生年金及び国民年金記録の期間調査を担当しておりましたので、受けた照会に対しては全力で調査を行ってきました。 国民年金では、昔から市町村と社保の年金記録の突合作業を行うなどして、年金記録のもれがあれば、随時補正作業を行っていました。 でも、そのようなやり方では限度があります。 昔の厚生省・社会保険庁と自治省が連携して、住民票に年金番号を記録することをやっていたら、問題が解決するのも早かったかも知れません。 また、社会保険庁本庁と地方庁に大きな隔たりがあったために、地方庁から意見や改善要望を挙げることが、容易にできない環境にあったのも事実です。 本省や本庁も、年金記録問題の実態を把握しつつも、ずっと地方庁に具体的な解決方法を示さなかったことも事実です。 そういう意味では、厚生労働省と社会保険庁の組織全体の責任であると思います。
9479	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	記録の回復が焦点 国年の場合 国側の働きかけによる受給者等の申立てに基づき、国側で論理的に証明できない場合、基本的に救済(納付を認める)する。 (ただし、虚偽の場合の罰則等検討) 付随して特例納付の発動等の措置を実施する。等。 厚年の場合 国側の働きかけによる受給者等の申立てに基づき、取り得る情報の比較考量・検討の上で、基本的に救済する。等。 (ただし、虚偽の場合の罰則等検討)	年金記録問題は、複雑な制度上の問題であり、旧態依然のシステム的問題であり、政治的な問題であり、組織のあり方の問題であり、個々人の資質の問題であり、日本の社会風土的な問題である。 記録問題は、5000万件というレベルであるという国会でのやり取り時に、存在すると知った。	直接の対応が業務上限定的ということもあるが、まずは目の前のできることから、ということで、自らの業務を顧みてこれを高く意識することとした。 反省点 個々人の記録回復に焦点が合っていなかった点。 一定の責任を誰しもが負っているという姿勢が希薄な点。
9480	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	現存するすべての旧台帳との突合せ(ただし、コンピュータに移し変えた後に適正に遡及訂正を行った場合もあるので、慎重に作業を行う必要がある) しかし、国民年金については、既に旧台帳が現存してない市町村もあるので、確認不能なものもある。 したがって、ある程度は、一定条件のもとに一律救済という方策も採らざるを得ないと考える。	厚生年金の適用事務を手作業で行っていた時代においては、前の事業所に勤務していたときの年金手帳を紛失した等の理由で、資格取得届の年金番号欄が空欄のまま提出されることが少なくなかった。 その際、事業所側の言い分としては、「年金番号は本人に聞いても知らないと言っている。もう一度よく本人に調べさせるが、取得届の提出をこれ以上遅らせるわけにもいかないし、まずは、健康保険証を早急に作成して欲しいと本人も言っているので、とりあえず新規に年金番号を付番して処理してもらえないか？以前の年金番号が分かれば、また後で重複取消届を出すから。」というケースがほとんどであり、社保側も資格取得届は入社してから5日以内に提出することを求めていたこともあったため、そのまま処理することがよくあった。 しかし、その後、重複取消届が提出されないまま、うやむやになることが多く、転職する度に同じことを繰り返していると、結果的に一人で何冊もの年金番号を持つこととなるわけだが、今思えば、これが、所謂浮いた年金の最大の原因であったと考える。 年金番号が空欄の資格取得届を受理することが、当時、日常的に行われていたことは、今思えば安易な面があったことを否定しないが、しかし、年金手帳を預かっていた事業主が退職時に本人に返していなかったり、本人の管理自体がきちんとされてなかった場合に、社保としても、現代のような便利な番号検索システムもなかったわけであるから、一概に安易であったと全面否定もできないのではないかと思う。	(8)の問題については、当時の多くの職員が認識していたと思う。 また、平成9年の基礎年金番号導入時には、それまでに複数の年金制度に加入していた者は、必然的に全員がその瞬間に過去に加入していた年金制度の番号が「浮いて」しまったわけであるが、とにかく(8)の問題と併せ、「浮いた」番号の問題については、「複数の番号を持っていたとしても、裁定請求時に確認すればいい」などと問題を先送りにして、番号の統合作業を社保側が積極的に行ってこなかったことが、最大の反省点であると思う。 さらに受給者にも今日多くの人に年金記録問題が発生したという事実は、裁定請求時にすら、ちゃんとした確認を本当に行ってきたのか、甚だ疑わしいわけであり、この点についても反省すべき点であると思われる。
9481	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	事務所段階で確認作業を行い回答をしていますが、申し出の内容によって確認作業時間がかなりかかっているのが実態です。できるだけ早く回答できるよう努力をしていますが、いつまでに完了するという計画は必要と思いますが、困難なものについては、状況を把握しながら時間をかけて対応する以外にないと思っています。 また、今後定期便等を節目に送付するにあったっては、記録を管理していない共済等の記録は通知しない方が記録に対する不信感が出ないと思います。	私は国民年金の業務経験が長い中で、国民年金の記録は市町村からの検認報告に基づき事務所の台帳に記入し、その記録を業務センターにさん孔タイプライターで紙テープに記録をデータ化して送達していた時代を経験していますが、このように記録が相違しているとは思っていませんでした。市町村と事務所との記録の突合も定期的に行われており、きちんと管理されているものと思っていました。 また、記録の漏れがこのようにあることは年金記録問題の報道がされて以降詳細が分かったの	記録に係る処理を行った場合は二重チェックをするよう心がけました。 反省点としては、過去の記録管理が、事務所の台帳と業務センターとの突合がされないまま今日まで来てしまったことが問題であったと思います。チェック機能がきちんと構築されていればこのような問題にはならなかったと感じています。
9482	地方庁	その他(社会保険事務局)	私も全く知りませんでした。私が採用になる前の事だと思います。	現在、行っている調査の方法しかないと思います。	(6)と同じ回答ですが、私は全くわかりませんでした。そのような問題が存在することを知ったのは、当時の新聞やテレビをみて知りました。	問題がおこってしまったその当時に、その職務に携わっていた方しか反省点や解決方法はわからないと思います。そのため私は、対応の仕方がわからず、上司の指示をまつだけでした。
9483	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	現時点での資源から考えて、できること・できないことの切り分けを早めに行って、できることに人・物・金を集中的に投下すべきと考えます。 できないものについては、一般的な広報等で対応すべきと考えます。	この問題が大きくなった頃、年金の納付記録は裁定後の受給額に影響があるものであるため、大きな問題であるとは思っていた。 しかし、事前にはそのような問題があるとは思いませんでした。	現在の私の担当する業務ではないため、通常の業務においては特段の対応というものは行なっていません。(そうしようと思っても、通常業務を行なっている中ではなかなか難しいものがあります)
9484	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	年金記録問題の解決にむけては、この業務に専念する職員の数を増員して、さらに時間を区切って対応していくのがいいと思います。	いま現在北社会保険事務所で勤務させていただいておりますが、年金記録問題はお客様の将来もらう年金の金額に直接影響を与えるものなので、この問題を解決することは、非常に重要な問題であると認識しております。また、この問題の存在を知ったのは、約2年位前です。	年金記録問題については、事務所での対応としては、記録の統合や納付記録の照会申出書を提出していただくという対応をしております。なるべく早くお客様に回答をするように心掛けておりますが、時間がかかってしまっているのが現状でそれが反省点です。
9485	地方庁	その他(社会保険事務所)	「世間一般」が知っている問題とは何でしょう?「社保職員が年金保険料を誤魔化し着服して記録を消してしまっている!・・・という程度でしょうか? 社保の基本は、被保険者・事業主が法に則って適正な届出をしてくれるものとして運営してきたと考えられますが、現実には転職の都度、新規の年金手帳を取得した人が多数ありその上年金手帳を紛失している・・・これが記録問題の原点だと考えられます。 その上記録漏れを防ぐのを地方庁の現場の努力だけに委ねてきた社保庁の責任は大きいといわざるを得ません。	現状は被害者意識を煽るだけの報道がなされており、三者委員会の審査も緩和の方向の話ばかり聞こえ、本人申し立ての{納めたはず」「勤めたはず」をただ認めれば債務回復が図れるのでしょうか? あっせんの内容もどう考えても納得できないものも含まれており、一歩間違えれば「ごね得」を許すことにもなりかねず、このままではまじめに納められた多くの方々の信頼をも失い将来に大きな禍根を残してしまいます。 記録問題を三者委員会に委ねた時点で庁はすでに当事者能力を失っていると思われますが、	年金記録問題という以前に学卒後就職した会社を定年まで勤めた人以外は複数の年金記録を持っている事を前提に仕事をしていたが、本人が勤めていたことさえ忘れていることも多く、申し出がなければ特定できない状況であったことは大きな問題であった。 また、オンライン導入前の裁定については記録漏れが存在することは容易に想像できた。	年金相談を担当していたときは、記録漏れを防止するため職歴を詳しく聞きながら対応していたが、本人が勤めたことさえ忘れていることも多く、本人の申し出がなくまた、氏名索引にヒットしない場合は漏れも生じていた可能性がある。 記録漏れの防止には過去記録の整備が不可欠にもかかわらず、いまだに整備がなされていない状況である。過去記録の整備を怠り、その付けを現場の職員だけに押し付ける社保庁の責任は極めて大きい。
9486	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	氏名・生年月日はもちろん、勤務先・期間・事業主など確認に確認を重ねて記録の一致を行うことが一番大事だと思います。	国会議員の年金未加入や未納問題がテレビで騒ぎたてられ、国民から年金記録について問い合わせが殺到し、国民の意識が変わってきたと感じました。それまでも年金の仕事を重要なものとして携わってきましたが、保険料の未納者の方の家を訪問して風当たりの強さを感じるようになり、正直仕事がつらいと思うこともありました。 そのような問題を知ったのは、3年前くらいだったと思います。	自分の仕事にさらに誇りをもって、誠実に保険者の方に接し、年金問題の重要性についてお話するよう心がけました。保険料の徴収率や訪問件数などノルマを課せられているような感を少し感じていたので、そういうことで流されないように国民の方を第一に考えることだと思います。
9487	地方庁	社会保険事務所長	知りません	相談者に誠実に接する	2年ほど前に知りました。これからの年金」の組織にとって大変な問題だと感じました。	相談者の方の立場にたって、できるだけ迅速かつ正確に処理をすることを心がけました。初めから、もっときちんと本人記録を管理することが大切だと実感します。
9488	地方庁	社会保険事務所課長級以上		できる限りの情報提供をしてご本人に確認をいただく。	・厚生年金の場合、転職しても最初の年金番号を引続いで届出いただく必要があったが手帳紛失等により複数の年金手帳をお持ちの方がいた。 ・原票にて記録を管理していたときは、業務センターへ記録を進達しており、エラー等により氏名や生年月日の不備があった。 昭和58年業務課担当時以降	年金相談時は、本人からの充分な職歴の聞き取り・確認をするように心がけた。 中には、当時違う氏名や生年月日を使っていたと申し出る方もいた。 職歴の申し立てがあった場合、フリガナ相違のケースについてもできる限り確認した。 長い歴史の中では、記録の管理方法も変わっている。 基礎年金番号導入時に、もう少し手帳番号の登録ができる方法はなかったのかと思う。
9489	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金に関することで、年度の納付月数がわかっていても何月分を納付したかわからない場合、市区町村の名簿等を確認せず、前詰めで登録していたことが問題だと思います。	上記の問題について期間照会を提出されなかったときも市区町村の名簿等を確認し、正しい納付月を登録すべきだと思います。 また、現在のWMでは訂正前の記録や国民年金の手帳番号の統合した日付等が表示されないので、表示されるようにプログラムを変更して欲しいを思います。	今回の年金記録問題が起こったころに知りましたので、平成19年ごろだと思います。 そのころは、手帳番号の未統合に関する問題だったので、本人の手帳番号と確認することができれば終了する問題だと思っていました。	本人の確認がないまま社会保険事務所で統合等ができないため、お客様と応対し、当時の事業所名や住所地、旧姓等で本人確認することができた手帳番号を統合していました。 この問題に関しては、平成9年に基礎年金番号が決定したときに年金を請求するときに統合するからと後回しにせず、お客様が窓口に来所されたときに、届出をしていただければここまで大きな問題にならなかったと思います。 今後はお客様が来所されたときに、記録に漏れがないか確認していただくことが必要だと思いま
9490	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	特別便等、未回答については、電話・戸別訪問等を実施 (現状の人員では無理と思います)	受給者にとって一生かかわる問題とし深く反省し、毎日仕事をやってまいりました。 また問題の存在を知ったのは記録問題がおこった時点でした。	自分なりに一生けん命仕事はやってまいりました。 窓口対応等積極的に記録問題を念頭に対応実施
9491	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	今までの経過を踏まえるとこちらからのアクションが重要と思いますので、現在送付している(した)特別便・定期便を確実に届け記録確認をしていくやり方が、時間がかかると思いますが、有	知った時期は、おおよそ平成19年位だったと思います。	届出に関していた等の長年の経験があると思いますが、特に受身であったことが反省点かと思います。
9492	本庁	地方社会保険事務局課長級以上		人員の投入	手番といわれるものがあることを地方庁入局後すぐに知ったが、なぜそんなものがあるのか理解できなかった。が、それが当たり前のごとく存在していることに周囲も含めて問題意識が低かっ	情報開示の徹底。
9493	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員が一丸となって、早急に処理を行う必要があるとおもいます。	マスコミで知り、大変なことだと思った。	電話での問い合わせに丁寧に対応するようこころがけている。
9494	地方庁	その他(社会保険事務所)			紙台帳からオンラインへ記録を写すときの入力誤りが多く、社会保険庁が責任をもって整理していかなくてはならない問題だと思った。 平成12年くらいに知りました。	そのとき与えられていた仕事が忙しく、特に対応はできませんでした。 記録を調査、整備するための専門の部署を作り、早期に対応するべきだったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9495	地方庁	その他(社会保険事務所)		厚生年金記録については、カセット記録の完全解除を行い、氏名・生年月日未登録の補正、郡市記号・事業所整理記号を完全収録することにより、回答にかかる時間が短縮される。 国年記録についても、未創生ファイルをなくすことにより、住所記録により記録検索がスムーズになる。 記録判明後の再裁定業務にかかる支払までの期間を短縮するための処置を講ずる必要がある。 いすれにせよ、マンパワーが圧倒的に不足している。	厚年適用・国民年金・年金給付の在籍中には、日常業務においても収録もれが判明するケースがありましたので、受給額に影響することから非常に重要な問題と認識しておりました。	年金記録問題が取り上げられる以前より、業務改善要求時にカセット記録の完全収録等未収録記録の早期改善等を提案し、相談対応時においては相談者の履歴を詳しく聴取していた(空白の期間が存在している場合は、その期間の職歴・国民年金加入の有無(特にS61．4以降の期間については空白期間が法律上限定される))。 年金給付課在籍時は窓口相談員に未加入期間の確認を充分するよう指示をした。 相手の立場に立っての相談という観念がたりない方が多数いたのではないかと思います。相談対応の研修などを早期に取り組むもの1つの方法であったのではないかと思います。
9496	本庁	本庁課長・室長・企画官以上		年金機構発足後もこれまで及び現在進められている年金記録問題の解決に向けた取り組みを引き続き最優先の課題として位置づけ、着実に取り組んでいくことが重要と考える。なお、その中で、諸課題の解決に向けたそれぞれの取り組みについては、内容や優先度等にも配慮しつつ、全体として効率的・効果的な進め方となるよう留意する必要がある。 なお、年金記録問題の解決だけではなく、今後とも的確に年金業務を遂行していくため、時間はかかる取り組みではあるが、しっかりとした知識・経験をもつ人材の確保・配置・育成に十分配慮することがとりわけ重要と考える。	((9)に併せて記載)	年金記録問題が明らかになって以降に現在の部署に着任。 年金記録問題の諸課題の解決に向けた取り組みを着実かつ的確に積み重ねていくことが、結果として年金制度及び社会保険庁への信頼の回復に繋がるものとの認識の下に、担当する業務の一つ一つを的確に遂行するようできる限りの努力を傾注してきた。
9497	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	一件ずつ地道に対応していくよりないと思います。	基礎年金番号に統合されていない手番が多数あることについては、裁定時に統合するのが通常の業務の進め方であったので、特に問題だという認識はありませんでした。また、台帳からオンラインに正確にデータ入力されていないものは、ごく稀なケースなのだろうと思っていました。 「消えた年金」などとマスコミで大きく取り上げられるようになってから、問題なのだと認識するようになりました。	事務局全体で紙台帳の照合をしたり、特別便の対応などの業務に携わりました。 そもそもは、オンライン化の時点で、もっと手間と時間をかけてでも正確な作業をするべきだったと思います。また、その後もし問題だと気づいた人がいれば、大変な労力を必要とすることではありますが、勇気をもって対応する決断をすべきだったのだろうと思います。対応を始める時期が早ければ早いほど、救済される人が多かっただろうと思うからです。
9498	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	一定時期まで粘り強くご照会いただいた内容に対し誠意を持って調査を行い、ある時期に国民の皆様に謝罪のうえ、特別な対策は終結する。 以後は、定期便でお知らせする内容の確認をお願いするとともに、記録確認については以前行っていた「期間照会」の一般的な調査にシフトする。 なお、脱退一時金記録期間の賦活するケースのバランスからも、年金記録判明による年金減額者については、従来の年金額を保障することも考えていいのでないかと思う。	当初は、年金受給前の方における複数の番号の整理漏れと死亡された方の分が大多数と思っていた。年金記録問題がクローズアップされるまで、まさか、自分自身が生まれる前の旧台帳といわれる記録が反映されていない等これほど多いとは思ってもいなかった。 件数等が分かるにつれ、本来受給されるべき年金を受給されていない方には、どれだけの被害を与えているのだろうか、亡くなられた方も含め大変申し訳ないと思った。一方で、自分自身が生まれる前から何十年もの記録の解決にはどれだけかかるのだろうと思った。 質問にある年金記録問題といえるかどうかは分からないが、年金受給前の方における複数の番号の整理漏れについては、年金裁定時に番号整理が実際あったことから、皆無とは思っていなかった。 しかし、そのため、その解消に向けて、オンライン事務処理以降、基礎年金番号による管理前の処理においては、健保・厚年資格取得届の処理時の新規符番者の場合、厚生年金番号がないかの氏名による確認を行い(ただし、届けに旧姓の記載がほとんどなかったので旧姓分までは確認できなかった)、基礎年金番号導入後は、疑重複番号の確認を行い整理していた。 また、国民年金の取得時には、市町村窓口で、お客様からの聞き取りにより、過去の国民年金記録の整備として勤務歴の確認を行ってもらっていた。その際に、事務所との連携で厚生年金記録の確認を行い、厚生年金番号は記録していた。なお、基礎年金番号導入後は、統合の届けも提出いただき整理を行っていた。 一方、健保・厚年関係の広報誌や市町村の広報誌、あるいは算定基礎届等の社会保険関係説明会や社会保険委員の方々の研修会、依頼を受けた市町村の婦人会や自治振興会の生涯学習等における年金制度の説明等を通じ、統合されていない番号の整理のため、従業員への啓蒙及び採用時の確認の依頼また住民皆様への届出のお願いもしていた。 最終的に、年金の裁定請求の際、過去の年金履歴の確認により、漏れていた場合は「期間照	記録問題が明らかになるにつれ、本来受給されるべき年金を受給されていない方には組織の一員として大変申し訳ないと思った。そのため、少なくとも、ご照会を受けた方の調査の際には、ご本人も気づいておられない番号が存在していないかの確認のため、氏名索引については誤って読む可能性のあるフリガナや生年月日も誕生年まで幅を持って確認するとともに、疑わしい番号については夜間電話等により積極的に確認を行った。 旧台帳の記録が、オンライン導入時にデーターとして収録されなかったのは大変残念であった。また、コンピューターもない時代の手作業の管理時代であることから、後々誤って読むことのないように楷書に近い文字やハッキリした数字で記載してほしかった。 しかし、年金記録問題の対象番号は紙ベースの記録を庁へ送達していた時代のものであり、オンライン処理及び基礎年金番号が導入されたので、基本的には、20歳以上の方に新たな別番号を符番することはないと思われ、また、定期便によるご本人の確認もされることから記録漏れは今後発生しないと思われる。 ただし、厚生年金から国民年金、あるいは、その逆の際に、市町村や事業所における基礎年金番号の確認を徹底して行ってもらい、そのフォローとして届出が提出された後の処理の段階での確実な確認が重要である。
9499	本庁	その他(社会保険事務所)				
9500	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	台帳を一から調べなおすことが良いと思います。	年金手帳を紛失してしまった方にも責任があると思っていました。 記録問題が発生してから、行政としての管理責任がかけていたと痛感しました。	行政の管理責任の甘さの反省を、親切丁寧に接することにより、押し寄せたお客様に返そうと思いました。
9501	地方庁	社会保険事務所課長級以上		通常業務と切り離した年金記録問題専門の処理体制の構築 たとえば、専門職員を都道府県ごとに配置し、名簿(紙媒体)、事務処理機器、庁LANPC等調査・回答のために必要な全ての環境を整えること。 一職員が、窓口・電話相談、通常の担当事務を行いながらの記録問題対応には限界がある。 年金事務所に記録課を設置するのでなく、これこそまず先に集約化すべきと考えます。	昭和60年の採用であり、まもなくオンラインシステムが導入された。当時は、面期的で驚いたことを覚えていますが、オンライン化されていない「旧台帳」の存在は知りませんでした。 反省すべきことですが、この記録問題が発覚するまでオンライン記録上「事業所記号不明」が多いのに違和感を覚えた程度で、年金給付に結びつかないことについて認識していませんでした。	事務所規模から記録問題の事務を集約できなかったため、職員全員が同レベルでお客様に対応でき、受付・調査・回答の処理ができるよう、役職会議・職員研修・課内打ち合わせを行うことにより、処理の精度(品質)を上げるよう心がけました。 基礎年金制度の創設時に、基礎年金番号を導入すべきであったこと。 オンラインシステム導入、適用拡大などを背景に、国家財政・人口問題・など政治課題ともあいまって、改正・経過措置など制度や事務が複雑になりすぎ、お客様ご自身が確認できる記録管理や申請主義の見直し等についての議論がされてこなかったこと。
9502	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		年金特別便により、加入期間を確認いただき申し出を基に早急に調査し回答する。 また、受給者には早期に支払わなければならない。	年金を掛けられた期間は、当然のことながら受給していただくもので、年金は老後を支えることから社会的にも大きな問題と認識しています。 年金記録問題を知ったのは、平成19年頃だったと思います。	平成19年当時、厚生年金の期間調査を担当していたので、早急に回答すべく翌朝の1時頃まで残業し取り組みました。 反省点として、①年金記録を紙台帳からコンピューターに移行する際のチェック体制不足②平成9年の基礎年金番号発足時に、年金特別便のような「加入記録のお知らせ」をし、基礎年金番号以外に年金手帳番号があるものについてすべての統合をすべきだった。
9503	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	解決する期間を決めて、費用対効果を考え、効率的に対応したほうがいいと思います。そのためには、第3者委員会の基準を緩和したり、名寄せ作業について紙台帳の記録とコンピュータ上の記録の突合作業を効率的に行うことです。	国民が長年支払ってきた保険料が「宙に浮いた記録」として自分の記録に結びつかないことにより、もらえる年金が少なくなるということは国民に対し負の遺産を残したという認識でいました。 この年金記録問題を知ったのは、平成18年6月に現在の長妻厚生労働大臣が国会で保険料を支払ったにもかかわらず、未納扱いになっている相談が多いことを指摘した頃からです。	マスメディアや市区町村などの外部を通しての徹底的な広報や国民に対してもっとわかりやすい年金記録の郵便物を活用し、協力してもらうことが得策だと思いました。 この問題に対して、年金記録の管理方法があまりにもずさんで、国民の大切な年金記録を預かっているという意識の欠如や年金請求時に記録を確認すれば解決できるという甘い認識でいたことが反省点として考えられます。
9504	地方庁	社会保険事務所長	ありません。	年金受給者に係る未統合記録についての待ち主探し作業は対象者が高齢者が多いことから、必然的に時間との戦いとなっている。本人記録の特定作業を進めるうえでは、ご本人との接触による確認が最善策と考える。そのためには、臨時的非常勤職員の拡大等による戸別訪問等を含めたフォローアップ照会の継続的な取組みを行うことにより、本人記録の特定作業を推進していくことが必要であると考えます。全職員としても年金制度の習熟度向上に向けた自己研鑽も当然求められるところであると思います。 ねんきん特別便未回答者に対する回答促進も継続的に実施していくことが必要であると思いま	年金制度発足時から基礎年金番号が導入されるまでの長い年月における年金記録の管理方法等に関して、地方から送達された個人データ等の業務センターにおける管理方法等の現状認識と検証が欠如していたものと思われる。 地方においても、お客様の大切な年金記録がどのように業務センターにおいて保管管理されているのかの認識も今回の問題発生により始めて知ったところもある。基礎年金番号導入前の各制度ごとに管理していた記録を基礎年金番号に統合する作業が本人からの確認行為を伴うことから、重要な必要不可欠な作業となることの認識は持っていました。	平成9年の基礎年金番号導入時から2～3年の期間において、それまで制度ごとに管理していた手書記録の集中的な記録統合作業を徹底的に推進すべきであったと考えます。 今回の年金記録問題は年金加入者・事業主・市町村・社会保険庁を含めてそれぞれに制度に対する理解度不足や届出主義の中で発生した問題であり、それぞれに反省すべき点はあると思います。しかし、一番は社会保険庁としての記録管理面の杜撰な点から発生したことは、大いに反省をしなければならないと思います。
9505	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	とにかく全員でまず お客様のことを第一に考え早期解決に取り組んでいくだけです	当初は、単に手帳の統合漏れがほとんどだろうとの認識であったが、国民年金の台帳の突合作業で台帳と機械の納付記録、免除記録の違いがあまりにも多いことを知った。	入力処理後の確認をしっかり二重三重におこないミスを起こさないよう心がけていく
9506	地方庁	社会保険事務所課長級以上	社会保険事務所が保管する国民年金受付簿等による国民年金手帳記号番号の払い出し時点では、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、かつ特例納付の実施期間でないにもかかわらず、保険料が納付済みとされている記録が存在する。 また、事業所の整理記号の入力誤り等により、実際に勤務していた事業所とは別の事業所に勤務していたこととなっている被保険者が存在する。	地道に、一件ずつ対応し、理解を得ていく努力をすること。 また、これから先は、一件の問題も出さないように、職員が意識を持ち職務を遂行していくこと。	【問題の認識】 ・ありえない。 【いつ頃か】 ・未統合の記録が存在することは、基礎年金番号が導入された時から知っている。	【対応】 ・現行の体制の中で、一件ずつ、今できることを説明し、理解をいただくよう努力してきた。 【反省点】 ・自信を持って反論できるだけの仕事がなされていなかったこと。
9507	地方庁	社会保険事務所課長級以上	世間一般にどの程度知られているかが不明ですが、気になっていることとして、庁のカセットに放置のままの記録が多数存在し、カセット解除依頼されたもののみ解除いただいているようですが、窓口に起こしになられたお客様の記録をお示しするにも記録が照射されないため、不便な状況に陥ることがあります。 また、以前の遡及漏れによる記録のみ整備もかなりあるのではないでしょうか。 庁で機械入力したときに、漢字の名簿(台帳)をかな入力したため、ありえない読み方での入力がされており、氏名索引時に大変困る(時間がかかる)こともありました。	まずは、未解除のカセットをすべてオープンして、お示しできる記録を増やす必要があるのではないでしょうか。 基礎年金番号が導入されて、10年以上が経過した今日、基礎年金番号に未登録の記録を解消するため、コツコツと作業していくしか道はないと考えますが、収録できる記録を確認するためにも情報はオープンにすべきと考えます。	記録保管庁の責任の重さを痛感するが、基礎年金番号附番以前に、特に厚生年金の手帳番号を安易に払い出しすぎたため、複数の手番を有する被保険者が多数存在し、手帳等を紛失している場合など、記録の確認の妨げになっている(本人の記憶も薄れているため)。 内容は決してよいとはいえないが、年金に関心を持ってもらえたことは結果的にはよかったのではないかとも考える。しかし、マスコミ等が年金不信をあおり、社会保険側の対応が後手後手に回ってしまったことも大きな要因として、信頼回復になかなか至らない現状となっていると思う。 基礎年金附番と国民年金3号特例が重なった平成9年に事務所に大量の期間調査依頼が提出されたが、そのときに、本当に正しい記録で年金を受けてもらえるのか不安になったことがある。	窓口に起こしになられたお客様に真摯に対応させてもらうことによって、ご理解をいただくことも多くあったが、こちらの説明に聞く耳を持ってもらえなかったり、TV等の情報を鵜呑みにした、頭ごなしに「おい、泥棒」などと個人としてはいわれのない罵倒をされたりで悔しい思いもしたが、窓口にお客様が押し寄せる前に、国民に説明と理解を求め、しばらくの猶予をいただいた上で、十分な準備をして、対応すべきではなかったか、と考える。 しなければならないことは、何があろうとしなければならないのであるから、責任の押し付け合いをするのでなく、誠実に、亀の歩みと揶揄されても一歩ずつ前進させていく、それしか信頼回復の道はないと確信している。
9508	地方庁	その他(社会保険事務所)	被保険者の標準報酬月額を決定する際、事業所の賃金台帳等に基づいて決定するが、年金記録相談にみえたお客様の給与明細書もしくは記憶等と社会保険事務所に届出されている報酬月額に違いが見受けられ、お客様の依頼により事業所を調査し、お客様の給与明細書(2か月分)の写しと事業所から提示された賃金台帳を比べたところ金額にかなりの相違がみられた。事業所からの提示された賃金台帳は二重帳簿ではないかと疑われるケースがあった。	事業所の調査には労働局からの情報提供はあるが、税務署からの情報提供も可能にすべきではないかと考える。	平成9年基礎年金番号が導入されたときに統合処理の未処理がかなり有り、年金特別便により年金記録のもれが一般国民に周知されるようになったため全国的な問題になったと思われる。 問題が存在することを知ったのは平成18年頃です。	年金記録問題が全国的な問題となり、社会保険事務所の相談窓口が混雑し始めたときから相談窓口の支援体制をとって、お客様の相談待ち時間の短縮、年金記録に対する不信感を無くすように努めた。平成9年基礎年金番号が導入されたときから記録の統合処理に重点的に対応すべきだったと思われる。
9509	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	OB等の職員も含め人員をさき、徹底した調査を行うべき	重大な問題だと認識した。知ったのは最近。	記録調査、年金相談等に積極的に協力した。
9510	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	通常業務も的確にしながら、記録問題について地道に対応していく。 特効薬は無いと思います。	昭和62年採用時から窓口等で記録照会をすると正確に記録が出てこない事があることは認識していました。システムへの切り替えの際の問題だと思っていました。	個別に補正対応をしていました。 切り替え時にエラーリストが配布され補正処理をおこなったりしていました。 反省点としては、当時はそんなに大きな問題ではない(システムへの切り替え時には発生するもの)と思っていたことだと考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9511	地方庁	その他(社会保険事務局)	記録が判明したすべての方の年金額が増える訳ではありません。額が変わらない、減るケースもあります。	記録調査には熟達した知識・経験が必要であることから、中・長期的な視点でみた人材育成にすぐ取り掛かるべきと考えます。また、担当者だけではなく、全職員を挙げてこの記録問題に取り組んでゆくことが重要です。 システム面では、全ての被保険者名簿・原票・事業所索引簿・払出簿・旧台帳などをオンラインで確認できるようにすれば、相当なスピード化が図れると思います(船保含む)。そのためには、旧台帳について全てカセットオープンしておかなくてはなりません。	基礎年金番号に統合されていない手帳記号番号が多数あることは知っていましたが、何千万件にも及ぶと知ったのはTVの報道などを観てからです。	「ねんきん特別便」の受付を積極的に行い、お客様に対して誠実な対応を行うようこころがけました。また記録調査にも全力で取り組みました。 ねんきん特別便などの照会内容において、制度開始前の期間、年齢制限を越えてからの期間の記載があったり、喪失月が含まれていないなど法律的には絶対にない期間照会が多数あったことから、もう少し国民に対して制度内容の説明が必要だったのではないかと思われます。
9512	地方庁	その他(社会保険事務局)		市町村の保有記録、紙台帳、オンライン上の突合等できる事を全て行う。	年金裁定時等に最終的に解決される認識でした。 国民年金業務、健康保険業務配属の頃(H10年頃)手番者が多数存在している認識。	国年や厚年の適用時等において、随時に調査を行い手番の解決をすべきだったと思います。
9513	地方庁	その他(社会保険事務所)	字が判読不能。 名簿が劣化したり棄損しているものもある。	戦後60数年を経過した現在では解決は困難ではないかと思われます。	職員も年金裁定請求時、相談、調査依頼により確認できた時に整備をすればよいと考えていた。宙に浮いた記録があるのは知っていたが、5000万件もあるとは報道されるまで知りませんでした。	正確、迅速に記録確認し記録整備しました。 機械化導入後も被保険者住所登録をせず、資格取得時に手帳の添付がなければ次々に新しい番号を払い出していたことが反省点と考えます。
9514	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	いままでどおり地道に作業していくしかないと思います。人員確保と人材育成ができれば、早期解決にすると思います。	いつ頃か定かではありませんが、厚生年金の氏名なし、先頭記録なしの記録を知ったとき、上司からはその都度対応していくしかないと言われた記憶があります。	上司からはその都度対応していくしかないと言われましたが、それ以前から全国的に対応していれば、今回のような問題にはならなかったと思います。 これからは、このような問題が発生しないようシステムの構築をするなど、組織全体で対応していかなければと思います。
9515	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	職員全員で一致団結してとりくむべきだと思います。	年金請求時、または何かの来所時に手番を統合すれば良いと考えていました。 ただ、そのときは、WMに庁保管の紙台帳の記録がきちんと収録されていると思っていました。 紙台帳の記録がWMに収録されていないと知ったのは今回の報道で初めて知りました。 知ったときは、国民の皆様に申し訳ないと深く思いました。	今回の記録調査に関しては早急に来所等にて手続きのご案内、処理を行っているところです。 いまとなれば、平成9年の基番導入をもっと早く行うべきだったと思います。 なお、現在基番を新規に払い出すときは注意して行っております。
9516	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	よい方策は思い浮かびません。ありきたりですが、人員を多く投入し、迅速に調査、再裁定をすすめること、誠意を持って対応すること、かと考えます。	統合されない年金手番があることは知っていましたがそれほど膨大な件数があるとは思っていなかったため、年金問題が発覚するまでは、それほど重大な問題とは認識していませんでした。	反省点としては、認識不足であったこと(それほど膨大な件数があるとは知らなかったこと)、年金制度にそのような欠陥があることをあまり認識せず、職員一人一人が重大な問題としてとらえてこなかったことだと思います。
9517	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	まず、厚生年金記録にかんしては、カセット解除されておらず、登録処理等行えない記録も多数あるので、それらの全ての記録整備を早急に行う必要があると考えます。 それらを行う事で、記録判明から統合・再裁定処理をスムーズに取り扱う事ができると思います。 現状未統合記録の中で、記録整備を進める事が急務と考えます。	年金記録の問題を具体的な件数等で、どのような状況かを知ったのは、マスコミ等でも取り上げはじめられたH19.6月頃です。それまでは、具体的件数や状況につての認識はありませんでした。	基礎年金番号導入後の未統合件数に驚いたが、確認できる記録について、地道に作業をすすめ、一刻も早く記録問題を終結させねばいけないと言う意識をもって丁寧に来客時の対応をしてきました。 長期間の記録管理にもかかわらず、年金裁定時をメインに記録確認をしていた点が大きな要因と思いますので、現行の定期便のような定期的な記録確認をすすめてこなかった点は大いに反
9518	地方庁	社会保険事務所課長級以上		【厚生年金未統合記録について】 現時点では、担当者ごとのスキルに委ねられている部分が多い(例えば、管轄事務所の変遷、市町村の廃置分合の変遷、年金制度の変遷、マイクロの作成時期、事務局・事務所毎のローカルルール、等々)ので、そういった情報を共有化するためにも、真正データベースを構築する。 真正データベースについては、マイクロとの突合結果がすぐ分かるようにカセット番号を収録しておくなど、あらゆる情報を管理できるようにしておくことが肝要と思います。 また、旧台帳記録は可及的速やかにデータ化すべきです。(現在もカセット管理されているものが多数あるので。) なお、高井戸の記録システムの誤登録も早急に点検すべきです。 【遡及訂正関係について】 過去の事例についてはきちんと対応し、今後の部分については、罰則規定を強化する、5人未満の法人については任意加入にする、など、きちんとした法整備が必要だと思います。 【保険料納付の記録もれについて】 さまざまな要因があったと認識しています。本人の思い違い、市町村段階での間違い、事務所段階での間違い、等々。 本人の申し出に基づいて記録を訂正する、との方針が出されていますが、100%ありえない申し出も訂正するのでしょうか?実際に、「59年は口座振替で保険料を支払っていた」が、調査の結果、該当市町村の口座振替納付開始年月日は61年4月から、とか、「全部支払いしていたから未納期間があるはずがない」が、調査の結果、払出年月日と加入年月日が2年以上開いている、とかありました。	【問題認識】 業務経験を積むに従い、問題意識が大きくなってきました。 【知った時期】 ①昭和62年4月頃～ オンラインデータと台帳のデータに不突合があるということ、業務センターにカセットに収録されているデータがあるということ、厚生年金の番号を複数持っている人がいること、 ②平成4年4月頃～ 市町村の納付記録と社会保険事務所の納付記録に不突合があること、 ③平成9年1月～ 基礎年金番号に統合されていない番号が多数あること、など	【対応】 入職当初は、先輩から「最終的には年金請求時に記録の確認をすることになっているから、後でも大丈夫だよ」と言われていたため、あまり気にしていませんでした。 業務経験を積むにつれ、記録を一本化しないとならないと思い、都度調査・入力等行ってきました。特に基礎年金番号導入以降、積極的に記録統合等を行ってきました。 【反省点】 ①自分が行ってきたことが全体化できなかったこと。 ②記録問題だけでなく、制度全般について周知広報が圧倒的に不足していたこと。(1億3千万人に対しての周知がされていない、ということ。)
9519	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	問題解決にあたる人員を増やすことが、不可欠だと考えます。 また、それらの者には豊富な年金知識が求められますので、研修等を充実する必要があると考えます。	私が年金記録にもれや誤りなどの問題が存在することを知ったのは、近年、それらが問題として取り上げられてからです。 年金記録問題は、納付した保険料に応じた給付を受けるという当然の権利を侵害するものであり、解決しなければならない重要な問題だと考えます。	年金記録はお客様からお預かりしている重要なものであると考え、真摯に対応してきましたが、そもそも問題が存在することを知ったのが遅かったと考えます。もっと高い問題意識をもって業務を行っていれば、早く対応ができたのではないかと考えます。
9520	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	思い浮かびませんが、強いて言えば事業所名・所在地表記のうえでの通知ぐらいでしょうか。	オンラインの記録が、台帳などと相違していることがある事は存じておりましたが、本人の請求に基づき調査の上で、間違っていれば訂正するという考えでしたので、社会問題であるという認識は残念ながら持っていませんでした。 ただ、被保険者から取得日や喪失日が違うという照会をいただいた際に、調査等で対応できる分以外は年金が"消えて"しまうと感じていました。	"本人の請求"に基づき個別に対応するだけでした。 自分の在職中で言えば、やはり基礎年金番号導入時に今の特別便のような事が出来ていればとは思われます。
9521	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません	台帳との全件突合調査を行う。	年金制度全般の欠陥。平成15年くらい。	部署が総務であったため、WM記録の補正・収録等を行った。 年金制度がたくさんあり、連携がされていなかった。政治的背景もあるだろうが、1人1つの番号で管理すべきであった。
9522	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし		・質問が漠然としていて回答に窮します。起こった経緯についての問題であるならば、年金記録の漏れ等については、被保険者が年金手帳番号を継続して使用されていれば、その殆どが問題とならなかったと思います。しかし、広く制度の周知が出来ていなかったこと、記録の管理者としてのミスがあったことも否めません。・複数の手帳を保持している被保険者がいる事は従前より認識していましたが、記録の転記ミス等により記録が大量に漏れていたことは、問題が公になった	一人でも多く確実な記録に修正できるよう、調査をするように対応をしています。問題解決を早期に目指すことは当然ですが、無理な期限を定めての作業は充分な調査が行えず、記録問題の全件解明は無理と思います。
9523	地方庁	社会保険事務所長			重大な問題と認識した。そのような記録が大量にあることは、問題が表面化して知った。	記録の正常化に努めようと、年金問題解消を優先して対応しました。 記録の共有が行われていなかったため、正しい記録も疑問視されてしまった。 その点では、定期便は意識の向上につながり、続けていくべきであると思う。
9524	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金の業務に携わったことがある職員は認識していると思いますが、オンライン化以降も、国民年金保険料の検認記録の収録漏れが発生し、その対応が不適切なため、年金記録に正しく反映されていない場合があります。 具体的には、市区町村から送達された検認票や検認記録のMTによりデータの収録作業を行った際、国民年金手帳記号番号や生年月日相違のほか、資格取得届の未入力等によりエラーになると、エラーリストが配信されます。 この場合、「誤検認」として、市区町村に照会し、その回答をもとに再入力をしますが、その間オンラインデータにはエラーになったことが一切残りません。 市区町村からの回答がないまま放置される、あるいは、回答後の入力が一括処理できないため後回しになったまま完結したものとされる等が原因で、検認の事実が社会保険庁の記録から抜け落ちてしまいます。 本人からの申立で検認記録の収録漏れが判明し、何年間か遡及して誤検認の処理状況を全件点検し、複数の記録を補正した事例がありました。 以後、防止策として、エラーリストの処理簿の整備及び後日処理分の別管理を行い、職員に対しては、毎月検認データの収録時期に注意喚起を行いました。	本人が保有する領収書及び市区町村のデータが正しい記録を収録するための資料となりますが、すでに廃棄済み等により事実が確認できない状況です。	年金記録問題が起きることは、採用間もない時期から予想しており、最大限の努力を行いましたが、課題が多く、組織全体で取り組まなければ解決しないものと考えておりました。 昭和48年7月に採用され国民年金の業務に携わりましたが、ちょうど台帳更新の時期で、連日夜間まで作業を行い、臨時職員を配置するなどにより期限内に完了させるべく取り組んでおりました。 しかし、平常業務と並行して行うため作業内容の点検は十分ではなく、OA機器のない当時、職員数から考えても無理な作業でした。 やむを得ず、年度内が定額保険料完納の場合、納付記録欄を「1200」と表示すべきところ、空欄にするなどの方法で省力化を図りました。 国民年金被保険者台帳の記載が地域により異なることで、住所変更時に台帳移管する際、転入先市区町村に納付記録が正しく引き継がれない、また、地元であっても当時を知らない若い職員は空欄のため未納と誤解するなど、大きな問題となっていますが、このことは当時から危惧されていたことです。 また、厚生年金保険の記録を社会保険庁に送達していた頃は、厚生年金被保険者記号番号が不一致等でエラーリストが送付されておりました。 オンラインデータが整備され調査方法も多様となっている現在では考えられないことですが、若年者は厚生年金保険の記録が照射されない当時、未解決のまま処理不能となった事例もあります。 氏名が収録されないデータの存在、カセット記録照会には不鮮明なマイクロフィルムが送付され	当時は、増え続ける業務をいかに迅速に処理するかが最重要課題であったため、事故が起きないように処理するのは当然だが、そのために滞留することがあってはならないと言う姿勢で職場全体が動いておりました。 また、人件費削減のため、定員増は困難でしたから、省力化という手段をとらざるを得ませんでした。 しかし、省力化の中で実際に起きている事例について、原因を探ると大きな問題にぶつかり、上司や先輩に幾度も指導を仰ぎましたが、根本的な解決には至りませんでした。 その中で、自分に出来ることを考え、改善策を提案してまいりましたが、前述のとおりの職場状況のため、上司からは非現実的でありもっと全体を見通した判断が必要であるとして、事故の予防ではなく事後処理に重点を置く方針であると説明を受けました。 職場全体での対応が困難であることがわかってからは、自分が担当する業務の範囲内で同僚の理解と協力を得ながら、問題解決の糸口を探しましたが、焼け石に水の状況でした。 国民年金被保険者台帳の移管の際は、納付記録の空欄を「1200」と追加記入する。検認記録が正しく収録されるよう常に点検し、市区町村側に原因があれば指導する。厚生年金保険の記録不備に気づいた場合は積極的に補正する等々、自分の無力さを感じながら、当たり前のことをするだけでした。 増え続ける業務の中で、当然のことをすることすら容易でなく、職場の意識を変えていく努力を怠ったことが、これほどまでの問題になってしまいました。 外部からの力でなく、職員が共通の認識を持ち、内部から改善を進めるべきでしたが、お客様が
9525	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない		記録問題を知ったのはねんきん特別便処理に携わるようになってからです。 基礎年金番号導入前の年金番号の重要性に対する意識の低さに問題があり、安易に年金番号を払い出しすぎていると思います。また、過去においても現在においても年金制度が政治に利用されすぎています。誰もが、年金は何十年も先の生活の保障であるということを考えず目先のことしか見ていないように思います。	制度について来訪者にわかりやすく説明しました。
9526	地方庁	その他(社会保険事務局)	これまで明るみになっていることぐらいしか知りません。	現在取り組んでいる年金記録のお知らせを、徹底して永続的にやる。 また被保険者からの記録のチェックの方法をより簡単なものにする。	過去の年金記録の間違いの修正は大変なものだとは感じていたが、自分の問題としては認識していなかった。 入所してすぐに知った。	問題の大きさから自分ひとりでは解決できないと思いました。 また、私が入所する前から積み上げてきた長い歴史があるので、今までもこれで通っていたのだと思い、何も行動に移さなかった。 強大な労働組合の前で、組合からは自分たちの身分のことばかり心配していればいいとすり込まれ、業務を改善、問題点をみつけて被保険者のためにもっといい年金制度にしていこうという、一人ひとりの問題意識が極めて希薄であったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9527	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	旧三共済のうち、特にJR記録について 鉄道共済組合のHPによれば、「加入者の記録については、平成9年4月の厚生年金保険への統合時に、電子データにより社保庁に全て移管したため、社保庁での記録問題と同様の事象は起こりえない」旨の記載がある。 記録課では、社会保険事務所からの依頼に基づいて、移管された旧三共済の記録の確認・整備を行っているが、特にJRについて、「オンライン上にもなく、かつ原票等の資料も存在しない([redacted]原票等の資料を全て業務センターに移している(と主張している)ため、[redacted]存続組合への照会ができない)」場合がそれほど珍しくない。その場合、お客様本人に人事履歴の写しを取り寄せてもらい(存続組合とは別の、[redacted]後継組織へ請求する。原則本人からの請求でないと受付けていない。)、その提供を受けて記録を一から作成する(昭和61年3月以前は「みなし報酬」の算出の必要があり、ただ書いてあることを打ち込むという単純な作業ではない)ことになる。この一連の手順には多大な時間と事務量を要しており、お客様を大変長い時間お待たせしている実態がある。	存続組合の責任において、人事履歴と加入者情報の突合を行い、移管漏れがあれば速やかに厚生年金に移管すべきである。	記録課在籍中の平成19年初頭ころより、厚生年金の記録のなかに、氏名のないものが存在していることを認識。	年金相談の時点で、職歴確認・名簿確認等がきっちりなされていれば大半は問題なくすむ話であるため、特に対応はせず(払出際により氏名を入れるべきであろうとは思ったが、氏名の読み方がネックになると思い、特に行動はせず。もちろん、依頼があれば旧台帳を確認する等の対応はした。) 反省点 ・漢字氏名索引のシステムを早期に作るべきであった。 ・(上記に記載はしていないが)オンライン上に載っていない、マイクロ化された旧台帳(いわゆる1466万件)については、なぜ当時データ化されなかったのか理解に苦しむところである。
9528	地方庁	その他(社会保険事務所)			お客様ご自身の記録が統合されていないことによって、年金受給に関して不安を抱かせたことや年金制度に対する信頼を落としてしまったことに大変申し訳ない思いました。年金は生活に密着しているものなので、正確に対処すべきと思いました。 年金手帳の番号を一人で二本以上持っていることがありえることを知ったのは主に記録を扱う課に入ってからです。新聞報道ではじめて知るようなことも多くありました。	職員として謝罪をすることはもとより、回答を出してくださった方や来所された方に対して、適切、親切に正確に対応しようといたしました。 自分が勤務する前であったが、基礎年金番号を導入時に時間をかけて何らかの形・回答による統合作業を進めればよかったのではないかと思います。
9529	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	人員、システム、予算を積極し、全件照合を短期集中ですべきと思います。	一般の期間照会時や年金請求時において、本人の職歴確認の徹底は一定必要だと思うが、現在の確認。本人断定方法のようにはなっておず、ほぼ完全一致しないと記録統合や年金受給に結び付けていなかった感があります。しかし、職場組織としての考え、ルールだったので特に感じることはなかったが、将来にわたり年金に結びつかないであろう記録が多く存在することは採用されてすぐ(昭和63年)から認識していました。	組織のルールとして従う他はありませんでした。現時では対応で来うるかぎり徹底解明すべきと考えますが、人員、システム、予算等の体制を整備し、自身も何らかの形で関わりを持つことを希望します。
9530	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	全職員等、一丸となって取り組むべきだ。	一般被保険者の中には、転職履歴がたくさんあり、またその都度手帳を発行されている方が見受けられる。 話を聞くと1～2ヶ月しかないので厚生年金に加入していないと思った方や、30年以上前のことなので会社名等も覚えていない方等さまざまであり、本人が 今までの履歴をしっかりと管理していれば、記録の統合等可能であるが、そうでない方が非常に多く、最後の一人まで記録を照合するといったことは大変難しい問題であると認識しています。 問題が存在することを知ったのは、年金特別便等で統合されていない記録がたくさんあると認識した時からです。	本人の記憶が一番の頼りと思っていますので、具体的に何年頃、こういった職業についていませんでしたか？と対応してきました。 反省点については、最初に交付した手帳番号以外に新たな違う手帳番号を次から次と発行していた当時の組織全体の未来に向けた問題点の不足だと感じています。
9531	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	例えば、名簿のマイクロが不鮮明で、手番記録をWMで確認しようとしても、カセットを開かないと分からない状態だったりします。もし、全ての記録がWMですぐみることができるような状態になっていれば、少しでも記録が判明させることができると思います。	年金額にも影響があり、受給権者の不利益につながる問題だと思います。	記録もれがないか確認し、申出があればマイクロ等の調査をしました。 例えば、事業所毎の手番で記録されている厚年記録を、毎日少しずつでも、調査し統合等していくことが必要だったと思います。(大きな事務所は不可能かもしれませんが"。)
9532	本庁	その他(本庁)				社会保険事務所からあがってきた再裁定の依頼を迅速に行おうと心掛けた
9533	地方庁	その他(社会保険事務所)	ねんきん特別便等で厚生年金期間が判明し、基礎年金番号に統合をした年金受給者が年金額が減額になるか、統合したものを番号統合取消処理がされている。本人の意向もあると思うが、これでは本人の記録と判明しているのもかかわらず、統合されていないことになり、宙に浮いた未来の記録が残ることになりますので、年金記録問題は最後まで解消できないと思われます。	この年金問題については、社会保険庁・社会保険事務所に責任があり、年金受給者にとって年金受給額が減額されることは説明して承を得なければならないが、どうしても納得されない方がいます。年金だけでギリギリで生活されている方もいるため、強制することはできないと思います。粘り強く受給者に説明して納得してもらうしかないと思います。	採用時から危惧していました。厚生年金加入時に年金手帳を持っていない方に手帳をすぐに新規払出していたことです。手帳を何冊も持っているかたが相当数いたと思います。基礎年金番号になる前でしたのでやむを得ない部分もありますが、その当時から年金問題はいつかは起こりえるものだと認識していました。	その当時は、年金手帳をすぐに払出する方法しかやっていない。本来は個人個人に過去の加入歴歴を確認したうえで年金番号を確認する方法をとればよかったが、それにより、入力に時間を要し、保険料計算までに間に合わないことも多かったので(今のように疑重複調査が無い)、その当時のやり方でやるしかありませんでした。基礎年金番号になる前は、やむを得ない部分があると
9534	本庁	その他(本庁)			行政側に100%非があるものであり、あってはならない由々しき問題であると認識しています。報道等で初めて知りました。	現場である社会保険事務所に在籍していた際は、電話でも、窓口対応でも、はじめにお客様である国民の方々に謝罪を行い、次に、このような事態になってしまった事実等について説明をさせていただきました。現在は、再裁定処理期間の遅れを取り戻すべく、一件でも多く処理するよう努めています。 反省点としては、多々あるかと思いますが、 ・職員の意識の低さ、モラルの欠如 ・職員の知識不足、研修制度の内容 ・そもそもの年金制度の複雑さ ・内部統制の欠如、ガバナンスの不徹底
9535	地方庁	その他(社会保険事務所)			本来であれば年金受給申請や、基礎年金番号制度を導入した段階において解決すべき問題であったものを長引かせてしまっていた。 また、基礎年金番号制度導入前は、お客様の転職等の際に新たな厚生年金被保険者番号の払出が行われているケースが多数あり、当時は、本人からの申出がなければ確認する手立てがなかった。	できる限り相談されるお客様との記憶と、社会保険庁所有データとの突合による記録の統合に努めた。また、オンラインシステム上の収録誤りのデータが判明した場合には内容を確認の上、適正な記録への補正を行った。 年金記録問題において様々な書類(特別便、名寄せ便、旧姓名寄せ便、etc)をお客様に送付しているところではあるが、同じ対象者に何回も違う内容で同じようなものが送付されているとの問い合わせも多数存在する。 長年の積み重ねでできてしまった問題をできる限り早急に解決することは重要であるが、その元となる情報が適正に整理されていない中で行うと逆にお客様を混乱させ迷惑をかけてしまうケースも想定される。 年金記録問題を解決するに当たってはお客様からの相談に対する親切・丁寧・的確な対応が大切であり、記録の確認、必要に応じた補正には長年培ってきた知識と経験を必要とする。
9536	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知っていることはありません。	現状の方法で良いと思う。ただ、効率を上げるため、全所対応よりは、担当者を決めたほうが良いと思う。 また、国民年金の遡付金や厚生年金の脱退手当、報酬の改定や訂正など、すべてコンピューターに登録し、永年保存にすべき。お客さんとの水掛け論を根絶していかないといけないと思う。	採用されて、2から3カ月後。聞いたが、「年金は請求主義だから、自分が覚えていればいい。」と教えられた。	裁定請求の段階で、徹底的に記録を統合すればいいと思った。また、そのように指導された。基礎年金番号の導入も決まっていたので、これで生存している人の記録は当然一本化すると信じていた。 基礎年金番号導入後は、新しい年金番号を安易に払い出すようなことはしないよう、事業主や本人に職歴などを確認して整備してから資格取得処理をするようにしていた。 戸籍のように、必ず移動させるような厳格なものであれば、こういう問題にはならなかったのだろうし、「請求主義」という考え方が良くなかったのかもしれません。昔はコンピューターもないわけですし、徹底的な管理は難しいと思います。戸籍のように、といっても、年金手帳や番号は、全員が持っていたわけではありませんから。
9537	本庁	その他(本庁)	特にありません	処理件数を増やすために、処理にかかわる人の増員。	年金は、生活と切り離して考えることが出来ないくらい、重要なウエイトを占めるものなので、早急に解決しなければならない問題と認識していました。 平成15年12月ころ。	年金相談時等に、相談された事項のみ見るのではなく、常に相対的に受給者の記録を見ていくことが必要とおもわれます。
9538	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	納付をしてないのに納付扱いにする三号の制度など、年金制度として今の共働き世代に対しての配慮のなさなども未納や後から三号を出したり出し忘れたりで記録に空白がでるケース等が出ていると思われる。 三号の制度自体をなくし実際の納付に対して給付を行うなど年金制度自体の抜本的改革が必要と思う。	年金記録問題とは違うかもしれないが基礎年金番号導入前の手番を一人で複数持っているなどのケース等職場に入ってすぐに資格照会業務をしておかしな制度だなと思いました。	資格照会で記録が判明しない人にヒントを与えて少しでも記録に結びつく事を回答してもらい記録に統合できるようにする等の対応をしていた。 この問題の反省点の大元は過去の年金制度の無策だと思われるが、基礎年金番号導入前に手番をもう持っているのに新しい番号をもらう、氏名を偽る、生年月日を偽る等のケースの人が多すぎる為に、基礎年金番号導入時に記録統合されていない。導入時に上記のケースを想定してもっとうまく対応を考えていればここまで記録の不備等は出なかったと思います。
9539	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	既に、ご存じのことと思うが、厚生年金の基礎となる被保険者記録に関して、古い裁定分につき、昭和48年11月法改正により、標準報酬の再評価を行っているが、再評価時において、既に決定されている者の被保険者記録が判明しないものがあり、システム的に整合性のある記録を整備したと聞いている。 その後、該当者の死亡したときの遺族年金請求時に昭和19年6月以前の記録のある者等あり得ない記録があるものがあった。	時間的な対応から、そのような対応とされたものと判断し、対応していた。 。 ただし、現在、受給権者にたいして、記録の再確認を依頼しており、その中で解消されるものと思う。	年金の記録については、年金の裁定時に本人の申出により、新たな記録が判明する等、全ての記録が正確に管理されていないと裁定請求の審査を行ったときに思ったが、裁定時に記録を確認しており、問題がないと思っていた。 国民年金の納付記録の差異に関しては、特に意識していなかった。	個人の40年におよぶ記録の管理が個々人の記憶にまかされていたことは、問題であったと考える。 記憶の希薄化が起こりえることから、保険者として、被保険者に記録を随時確認する等、民間の保険会社が対応しているような年一回の確認を直接本人に行う等必要と考えるが。 ただ、行うことの効果と費用との関係から、疑問があるが。
9540	地方庁	社会保険事務所課長級以上		お客様からの照会に誠心誠意お答えしていくことだと思います。 年金記録や地域の事業所のことなどに精通した職員を各事務所に常時配置することも大切です。	年金手帳が不明の方の記録検索や調査には時間や手間の係るものが多いという認識だけで、宙に浮いた記録が5000万件あり、旧台帳1430万件の対象者などについては今回知りました。	今までの年金記録管理はご本人が年金番号をすべて把握しているということを前提に登録されていたためこのような問題になったと考えます。記録は正しく管理されていなかったことを素直に認め、徹底的に記録回復に努めるべく引き続き努力します。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9541	地方庁	社会保険事務所課長級以上	外国人の名前の読み仮名の問題。 昭和57年1月以降、外国人であっても強制加入となりましたが、読み仮名はカタカナ標記で入力されているため、氏名検索による特定が難しい。 最近、やっと共通キー「090-1」により漢字検索が可能になりましたので、漢字で入力されていれば、何とか探し出すことは可能ですが、漢字の場合も含めて、特にアルファベットは読み方がいろいろあるので大変です。 国民年金でいえば、20歳適用の際に、市町村から提供される力タカナの読み方をのそのまま入力していますが、後から調べて判明した本人の申出のアルファベットとは合致しないこともしばしばです。	今後は、被保険者氏名も、アルファベットで入力できるようにすべきだと思います。	私が国民年金の現業に携わるようになったのは、昭和63年頃に国民年金保険料係長を拝命したときが最初です。(余談ですが、以降、国民年金もしくは年金給付業務が殆んどを占め、健保・厚年の適用業務については無知の状態です) そのとき、保険料還付事務を担当したため、旧台帳(いわゆるマイクロ)の存在を知りましたが、マイクロの記録とWMの記録と市町村の納付記録の間に相違が生じている案件が少なからず存在していることに驚きました。 何故、そうなっているのかということより、何故、記録の突合せをしないのか、 早く取り掛からないと、資料はどんどん廃棄されてしまうのに、と思っていました。	現在のように記録問題が大きく取り上げられて、記録照会やその回答にかかる体制が出来上がる以前から、被保険者からの照会はありましたので、その都度、個々に調査の経過や結果について、通り一遍の回答ではなく、できるだけ納得していただけるように個々に文書で回答を行ってきました。 確かに、これは時間のかかる作業であり、効率よく調査ができてできるだけ早く回答が出来るようなシステム等が出来ればいいのに、と思っておりました。 今般、市区町村保管の資料を譲り受ける、あるいは借り受けることで、国民年金被保険者名簿等の電子画像化をはかり、記録問題の早期解決を目指したものと思われますが、まずは、タイミングがまずいと思います。 愛知県の場合、預けた業者からの回答が遅いことと、全ての資料についての回答がない(預けられた資料の一部のみについて回答をしている)ため、反って回答作成を遅らせる原因になってしまっています。 また、手帳払出簿を業者に一括で預けて立ち上げた、【国年手番検索システム】は、いい加減な入力処理により各所で不具合が発生し、そのシステムで得られる情報は信憑性に欠けると思われ、回答を作成する立場として、非常に疑問を感じています。 なぜ、業者に処理をさせる際に、OB等の過去の履歴をよく知る者を監修につける等しなかったのでしょうか。 そうすれば、検索システムを完全かつ便利なものにすることが出来たはずなのに、残念です。 記録問題を早期に解決するために、いろいろなシステム等が構築されるのは大変結構ですが、全て業者に丸投げで、事情をよく知る者による指導も監修もなく、キチンとしたものを作り上げないのであれば、結局は、厚年払出簿上に発生した、「生年月日のククリ入力」等に似たような事象が発生し、二度手間になるのではないかと心配しております。 ご質問の主旨とは離れた内容になってしまっているかもしれませんが、現在とても気になってい
9542	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	旧台帳より1件1件、氏名・生年月日・資格期間・会社名をコンピューター入力、入力後基番上の氏名・生年月日で照合し、本人へ照会をかけるしかないかと思われます。しかしながら旧台帳を見る限り読み取れない部分が多々あるため、すべて把握するのは困難かと思われますが・・・。	旧分がその立場になったとして考え、マンパワーをを駆使して全職員で解決しないといけない問題だと思いました。 このような問題がクローズアップされた頃からです。	年金相談窓口の仕事についていたので親身になって相談し、なんとか記録が判明するよう氏名索引などでは何度も読み方などを変えて索引したりしました。 正直なところ現在はコンピューターが発達しているため、ここまでの問題にはならないと思いますが昭和の時代でコンピューターがない時は手管理だったため、いたし方なしと思う反面、アメリカみたいにソーシャルセキュリテイナンバーを導入していればこのような問題も少なかったのではと
9543	地方庁	その他(社会保険事務所)	昔の記録の中で本人の記録と別人の記録が1つの年金の番号に登録されています。普通に記録統合してしまう間違いがおきますので昔の記録に関してWM上にもすべての記録をカセットオープンし脱退手当金の記録なのか年金になるものなのか別人の記録が1つの番号に集約されていないか確認作業を行っていかなくればいかないと思います。	特別便で確認が出来ていない方も多く定期便でも誕生月に送付されることもあまり周知がされてないように思えます。新聞広告の広報も効果はありますがテレビCMについても広報の面では大きい成果があるかと思います。 定期便の内容も誕生月の2ヶ月前の情報であるため、納付内容に関して問い合わせもあります。事務所での問い合わせ内容が増えていますので皆様に周知して広く知られていると事務所でも問い合わせも少なくなります。 また、特別便で住所が宛先不明等で送付出来ていないものに「調査中」の表示があると定期便が住所変更後の住所で作成されていても抜かれていて送付されないので、再作成依頼の処理を行っていますが、そのような方すべてが、(住所が宛先不明で「調査中になっています)「調査中」)から「送付可」で定期便の再作成の処理がされておらず、苦情にもつながるため定期便は特別便の「調査中」でも抜かないで1度送付し定期便が宛先不明で戻ってきたものを表示登録していただくようにお願いします。 今後加入履歴や納付内容が1年に1度は確認していくことが出来れば漏れはなくなりますが、ただ国民年金第3号については配偶者の厚生年金加入が資格喪失されていても第3号が資格喪失されておらず本人が1号届けされるまで加入のままでは今後またトラブルの要因になります。 第3号は納付書による納付もないため関心も手続きに関しても知識や周知がないように感じられるため配偶者の厚生年金資格喪失との連動されるようにシステム変更等よろしくお願いします。 基礎年金番号に登録さていない記録を少しでも減らしていくためにも年金にならない方の記録整	平成9年に基礎年金番号が導入になり、資格取得時点で登録されていない厚生年金や国民年金の番号等確認に登録作業と資格取得と行っておりました。しかし、取得時の会社との確認作業となっており登録作業をすべて行うことが困難なこともありました。 年金受給時(老齢年金・遺族年金)には基礎年金番号以外の番号がないか確認するために旧姓や現在の氏名による(共通090と基礎年金番号010)氏名検索を行っておりました。年金受給時に登録をおこなって受給処理を行っていたこともあり、基礎年金番号に登録になっていない記録があるのは認識しておりました。 遺族年金請求時に記録が判明したときには本人の老齢年金の支払い分が時効の5年についてもお客様に指摘され、時効のためとしかご説明が出来なかったのが心苦しかったです。 平成19年8月ごろだったでしょうか新聞等で報道されるまで5000万件もの多くの記録が残っていると知りました。	特別便や定期便でも確認漏れもありますので、窓口担当の対応をしている際にお客様からの申し立てよりこちらで090、010の接続をしお話をお聞きし記録を統合をおこなっております。電話でも記録の確認をし今は記録が統合されていないものを少しでも減らしていくことが先決です。 過去から学び未来において今後同じような問題が生じないように基礎年金番号での記録管理の徹底を対処していきましょう。 年金請求が申請であって過去の加入履歴についても本人からの申し立てとなっており、本人が忘れられていることも多々あります。申請や申し立てよりもこちらの記録の内容開示をし加入者の方が安心して納付内容、将来の年金について知りえるよう行っていきたいです。
9544	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録問題の処理には時間がかかることを国民の皆様に丁寧に説明し、ある程度時間をかけて丁寧に処理していく。そのために、年金制度に詳しい人員も確保していく。	年金記録問題は国民の皆様が老後を安心してくらせるように制度と行政の信頼を回復する作業ととらえてきました。 基礎年金番号への手帳番号の登録がなかなか進まないことは入庁当時から感じていました。	相手の話をよく聞き加入情報を引き出すことを行った。そのためには年金の歴史などについて勉強した。反省点は、記録整備は年金請求時に一括して行えばよいという考えが企業風土としてあったことだと思います。
9545	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚年75条該当者と第三者委員会によるあっせんをうけた方の年金給付の取り扱いがことなるもは不平等だと考えます。 75条該当者について、すでに事業主が届出を行っており、時効特例法の記録時効の訂正にはあたらないとすれば、本人からの申立てをおこなったか、事業主より届出を行ったかの差異のみで保険料納付や年金給付方法が異なってくると思われます。 すでに対策はとられているのか、私が確認した限りでは取り扱いが不明ですが、現行法を見る限り不平等な形が残っているのでは?と思います。	時効特例法と厚年75条の関係の整理が必要と思います。 現時点の該当者は少数と思われますが、今後も発生していくと思います。 保険料の納付責任・年金受給権の公平性について考える必要があると思います。	基礎年金番号に未統合の手帳番号が多数存在していること WM上に未登録または不備のまま登録の年金記録が存在していること 未統合記録の存在を知ったのは平成11年頃業務課に配属後です。 WM上に未登録記録の存在は、年金記録問題の発生後です。	本人が年金手帳を保管しており、手帳番号が判明しているにもかかわらず、基礎年金番号へ未統合のままとなっている事象については、基礎年金番号導入時の広報不足が原因だと考えます。 また、年金手帳が年金加入記録を保管(確認)するものだという機能や意識がほとんどなく現在に至っていることが大きな要因だと考えます。 私は、お客様の来所相談時に、 ・お持ちいただいた年金手帳に未記載の加入記録を追加記載する ・手帳に記載されている番号および氏名検索からの未統合記録の確認 ・相談票に記入いただいた旧姓での未統合記録の確認 ・年金特別便のご提出の有無 は相談内容にかかわらず行い、早期の問題解決を心がけて対応をしています。
9546	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし。	地道な照合作業を行うしかないと考えている。	管理している母数の大きさ、事業所への調査権限が弱いこと、届出主義など、当時の状況、庁、事業所、被保険者の一般的な認識から、当然あるだろうとは推測できた。	制度設計があまい。 被保険者に、自身の記録は自身で管理すべきものであることを、当初からしっかり説明すべき。 滞納事業所への厳格な対応を行うよう、中央から徹底した指示を行うべきであった。
9547	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	名前等判明している手番については訪問して、本人記録かの特定を1件1件していく必要があると思います。	紐台帳の記録のほとんどが、窓口装置に反映されていると思っていたため、基礎年金番号発足以降、生年月日順に順次行っていた過去記録照会によって一本化していき、遅くても年金請求までに一本化できればよいとの考えで、窓口装置に反映されていない記録がこれほど大量にあること、紐台帳から窓口装置への記録の移行がこれほどずさんことは、年金記録問題が発生して	まず職員が年金記録の重み・重要さを今以上に意識して業務を行うことが必要であることと、年金記録は40年以上の長期に渡り管理が必要であるため、窓口装置での管理とは別に、PDF等を使って届書を保存・管理することが非常に重要と思います。
9548	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知らなかった。	お客様からの調査依頼に対して、あらゆる方策で徹底的に調査する。 また、速やかに回答を行う。 お客様の立場に立って、知りたいこと等を的確に答えられる、窓口対応や電話対応を行っていくことで、年金に対する信頼を得る。	基礎年金番号に統合されていない記録であっても、年金請求時に職歴を申し立てていただくことで、年金記録が分かると認識していた。 マスコミが報道しはじめた頃(3年ほど前から)から、問題の存在を知った。	お客様の立場に立った、説明を行った。 当時の年金管理システムが、十分でなかった。しかし、今と違い手作業部分が多かったことは、仕方がないと思う。 現在のような、統一的な業務処理マニュアルを作成していなかったのも、原因のひとつである。
9549	地方庁	その他(社会保険事務所)			当初は、年金番号を複数お持ちの方が多数いらっしゃいました。 これらの方は、年金受給されるときに統合していたため、期間がバラバラのまま高齢となります。最後は本人の記憶・申出により統合するため、過去の期間を忘れてしまう・統合もれが発生することが考えられる。	年金記録の統合(判明したとき速やかに) 1人1番号、過去に番号を所持していないかの確認の徹底チェックが必要であった。
9550	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にない。	業務に精通していた職員が、組織再編に伴い減少するという事実は正直受け入れがたい。が、残った職員と、新たに組織の一員となる職員が問題意識を持ち記録問題解決に向けて精進するしかない。 マイクロ台帳とオンライン記録の突合など、これまでに行われていなかったが問題解決には絶対に必要なことを日々続けることが重要だと思う。	年金=保険給付なのに、保険料として納付した分が受給に反映しないという保険給付としてありえない問題として捉えていた。 年金記録問題を知りえたのは平成19年6月頃。	保険給付としての年金業務の中で、誤った年金額が受給者に支払われ続けてはならないため、受給者の年金額を第一に考え、再裁定の早期処理(進達業務等)に努めた。 問題点及び反省点は、過去に業務に携わった職員の方々に問題意識が欠落していたこと。また、我々現業の職員についても、たとえば年金の裁定請求時にマイクロ台帳の確認を徹底するなどの細かな作業を怠ったことがあげられる。
9551	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。		マスコミ報道により年金記録問題知ったことになるが、年金保険料を預かる立場として、重大な問題と認識している。	今回の問題を真摯に受け止め、再発防止に努めている。また、各個人の年金記録について、事前確認通知(年金受給手続き時でなく)を行なっていなかった事が反省点として考えられる。
9552	地方庁	その他(社会保険事務局)				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9553	地方庁	その他(社会保険事務所)			たとえば厚生年金に再度加入するときに、本人が初めて加入する、と申し出れば、あたらしく付番していた。加入させて保険料を徴収することと、将来給付することを結びつけて記録管理をしていなかったことが原因のひとつである。基礎年金番号導入時に調査をおこなったが、あくまでも本人の申し出のみによるものであったため、膨大な量の記録が宙に浮いてしまった。 平成14年業務課に所属していた際、つみあげられた疑重複リストを見たとき、宙に浮いている記録の多さをしった。調査を先送りしたことも、現在の問題の原因のひとつと考えられる。	新規付番時に疑重複該当があれば、調査を行った。年金請求時には、旧姓・読みまちがい等を含めての氏名検索をし、ききとり確認をした。 事務所(現場)では、問題が存在することがわかっていたが、制度発足以来つみかさねられた問題であり、職員個人の手にはあまることから、手をつけることが行われなかったことが反省点として挙げられる。長官メール等はそのような状態を改善するためのよい手段だと思う。
9554	地方庁	社会保険事務所課長級以上	大都市圏を中心として不振事業所と思われるのものの存在がある。新適時は基礎年金番号を持つ実在する人物を事業主として、被保険者1名で社保に加入。新適手続が完了し事業所記号、番号が払い出された後、多数の資格取得届が提出されるというもの。この資格取得届には基礎年金番号は記載されておらず氏名索引からも該当者は存在せず新番を払い出す。現在では20歳を過ぎて基礎年金番号が付されていないことは考え難く、後日住民票を取り寄せると該当者は存在しなかった。このようなことがあり、20歳以上で基礎年金番号が付されていない者について、基礎年金番号を確認のうえ再提出を求めると、20歳未満の者で資格取得届を提出してきたためやむなく処理を行う。住民票を取り寄せるとやはり実在しないというもの。事業所は1，2ヶ月程度、届出地に存在し、保険料未納のまま所在不明となる。これらの事業所が何を意図しているのかは定かではないが、健康保険証を不正に取得することが目的と思われる。このようにして不正に払い出されたと思われる基礎年金番号が複数存在しているものと思われる。このようなことが基礎年金番号が導入された平成9年1月以前から行われていたとすれば、未統合記録	基礎年金番号未付番者の資格取得時は住民票添付を義務化。	基礎年金番号へ未統合の記録については、被保険者からの申出があれば統合を行っていたが、申出がない場合は、年金裁定請求時に統合すればよいものと認識していた。裁定請求時には戸籍確認の際、本人の申出の他に記録が無いか氏名索引により確認を行っていたが、本人と思われる記録が出てきても会社名等が本人の口から発せられない限り統合はできなかった。また、統合しても年金受給資格を得られない記録(旧法該当者であれば1年未満の記録)等は統合しても意味をなさないとの認識でした。 オンライン上の記録で被保険者名簿から正確に入力されていないものについては、解読不能な名簿(文字が個性的等)が多数存在することを記録整備作業を通じてわかりました。	私個人の判断で対応できる事柄ではないため、本庁からの通知に基づき対応いたしました。 反省点は、①年金手帳の保管、職歴、年金加入の有無を記憶しておくこと等、お客様に自己責任を負わせていたのではないかということ。②ずさんな名簿、機械化への移行処理。
9555	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		あまり年金記録に関わる部署に在籍することが少なかったため、これほどの問題になることは認識していませんでした。	当時は特に対応することはありませんでしたが、今となってはもっと何か対応策があればやっておけばよかったと思います。今後は戦場の最重点課題として最善を尽くしていきたいです。
9556	地方庁	その他(社会保険事務局)		現に年金を受給されている方やもうすぐ受給する方については、年金定期便等による記録確認の呼びかけを引き続き続けていくことが大事だと思います。 比較的若い30、40歳代の被保険者については、まだ年金記録問題に関心が薄い方も多いと思いますので、適用事業所関係者や市町村との連携強化を行い公的年金制度にもっと関心をもってもらうよう周知、広報を徹底する等の対応が必要だと思います。 また、定期便を何回も送付するよりはインターネットによる記録確認の手続き等をできる限り簡素化して被保険者自身でいつでも記録の確認ができるような環境の整備を行うこと等だと思います。	未統合の年金記録については、平成18年に入社したあとに、年金給付の事務に携っていたときにこうした記録の存在に気づきました。当時より電話相談や窓口に来所いただいた受給権者、及び被保険者の方を対象に記録確認の作業を行っていましたが、未統合の記録が短期間であったり古い記録で慣えていなかったり等の理由により、本人より記録の統合を断られる場合も有り、自分自身のこの問題に対する認識が不十分であったように思います。 その後、マスコミ等でこの問題が年金記録問題として取り上げられるようになると、お客様の反応も違ってはきましたが、業務経験を通じて思ったことには、この問題が社会保険庁や市町村の事務処理の仕方に問題があっただけでなく、被保険者や適用事業所の届出漏れや届出誤りなど複合的要因に起因しており、単じては公的年金に対する世間の関心の薄さや認識不足が招いた結果ではなかったかと思っています。	まずは未統合の年金記録の少しでも減らすよう窓口、電話対応で心がけました。また、年始には業務センターの再裁定支援にも参加しました。 先述したように、この問題は社会保険庁、市町村の事務処理の仕方や被保険者及び適用事業所の届出誤り等に起因するものと考えており、反省点としては周知、広報不足や市町村との連携不足が挙げられると思います。
9557	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にない。		社会保険庁で管理している年金記録にこれほど誤りがあるとは思っていなかった。 給付課に配置されていたときに、老齢の請求書審査時に国民年金記録が市町村が収納窓口になっていた頃の市町村の記録(台帳)と、事務所のオンライン記録が相違していることは少し知っていた。20年位前。	記録の管理・突合が徹底されていなかった。
9558	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		平成9年に基礎年金番号ができた際，手番が登録されていないことは 知っていました。 年金記録が全て機械化されていなかったことは知らず、平成19年に 知りました。	年金記録を補正するため、wmで調査、補正を各課単位で行い ました。 特別便の「間違いあり」の返答が業務センターに送付されてしまい、 事務所宛に送付されるように、事務所宛の封筒を入れたりした方が よかったと思いました。
9559	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	特に無し	現在の年金記録に関する問題については、今までの旧態依然とした社会保険事務所の体質によるところも大きな要因であると考えるが、システム上の問題という部分もあるのではないかと考える。社会保険オンラインシステムにおいてもより良いシステムへ改善をされてはいるが、すべてに対応できているとは言い難く、なお更紙台帳として管理していた時代では記録漏れ等不備が生じるのは否めない。社会保険庁としての一番の問題はマスコミや報道で明らかにされる以前に、そのような問題解決に向けて対応をしてこなかった事だと思う。まわりから言われてはじめて取り掛かるのでは国民の皆様の不安や不信感を募らせるのは当然の事だと考える。私たち現場が一刻も早く信頼を回復できるよう最善の努力をしていかなくてはならないと思う。	私は今、国民年金担当課に配属され年金記録問題に直接関わる業務に携わっている。毎日の通常業務に加え、年金記録の調査や回答業務に追われ、遅くまで残業している。休日においても自主出勤を行い、年金記録の回答書作成などを行うこともある。これも一刻も早く年金記録問題を解決し、国民の皆様に正常な年金記録をお知らせし、今まで受け取られていない年金をお受け取りいただきたいと思う気持ちからである。現在は、年金記録の回答に関して、各事務所毎にノルマのような感じで、いつまでに何件完了させなくてはならないという状況であるが、もちろん早急に完結させる迅速性は必要であるが、より精密な調査・回答を行うことが最も重要ではないかと考える。単に完結させた件数や達成率を求めるという姿勢では、今までやってきたこととなんら代わりがないのではないかと考える。新組織に変わって業務の中身について問われる時がやってきた。今後、我々職員が一丸となって、年金記録問題はもとより、その他の業務において
9560	地方庁	その他(社会保険事務局)		地道に記録の確認作業をすすめていく以外にないと思います。	非常に重要な問題と認識しておりました。	最優先すべき業務として確認作業等に取り組んできました。
9561	本庁	その他(本庁)				
9562	地方庁	その他(社会保険事務所)		全件確認(国民年金の紙台帳との突合せ等)が決定されているので、決定された事項を正確に実行する。	5000万件等の問題いついては問題が公になるまで知らなかったため、今後解決が必要な問題であると思いました。	お客様からのお問い合わせに誠実に対応するしかないと思いました。問題を明らかにせず、分かっていた時点で公にして、対応をしなかった点。
9563	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にはありません。	地道に被保険者一人一人の記憶の掘り起こし作業を進めていくしかないと思います。	基礎年金番号導入後も、未統合の手番があるのはわかっていましたが、年金請求の際に確認して統合するものだと思っていましたので、特に問題があるとは認識していませんでした。問題があると認識したのは、マスコミで報道されてからです。 実際問題、すでに年金受給されている方の統合漏れがこんなに多数あるとは思っていませんでしたので、ショックを受けています。	被保険者、受給者の方の年金相談対応をする際には、氏名検索、履歴の聞き取りなどを丁寧に行い、記録の統合漏れがないように注意して対応してきました。 そもそも、過去において、年金相談、決定などに携わってきた職員一人一人が、未統合の記録に注意して対応してきていれば、今のような状況にはなっていなかったと思いますが、大本は古い台帳に氏名の読み仮名や住所の記載がなく、また、変体仮名など、読み取りにくい書体で書かれた台帳が多数あったことが、今の問題の元凶だと思います。
9564	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	今年より、定期便が送付され始めましたが、一人ひとり自分の記録を確認してもらうことが大切だと考えます。 ただし、この定期便の作成から本人に届くまでの期間が長いため、納付月数の違い(国民年金の納付月数など)の照会が多いと思われます。できるだけ送付期間を短くした方がよいと思います。	年金制度ができたときには、それぞれの制度で加入、また給付を行っていたのだから番号が別々なのは仕方なかったと考えます。 また、本人が手帳をなくした場合は新たに番号をだしていたのだから難しいとも考えます。 昭和61年の改正で基礎年金ができたときに、早めに番号を統一した方がよかったと思います。 基礎年金番号ができた時分かりました。	年金相談で本人に確認できる場合は、できるだけ統合処理の受付をおこないました。 上記でも記載しましたが、 昭和61年の改正で基礎年金ができたときに、早めに番号を統一した方がよかったと思います。 ただ、昔の厚生年金の記録には住所の記載がないため、本人と特定できるのは、やはり本人に直接聞くしかないし、死亡者になるとなおのこと難しいと考えます。 年金記録問題に対しては、定期便等で本人に確認していただくのが重要だと考えます。 この記録問題も大切だと思いますが、もっと給付に対しての問題点がたくさんあると思います。 時代にそぐわないこと、矛盾や納める意欲がなくなる給付内容など…。たとえば、母が死亡したとき子が父と同居していると遺族基礎年金は支給停止になります。 もっと給付に関しての議論・改正をもっとしていただきとい要望します。
9565	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思いつきません		平成16年1月頃だったと思いますが、テレビ番組[redacted]で年金記録がもれているとの報道があり、窓口が大変込み合った時期がありました。私はそのとき、厚生年金の記録を調査する係だったので、漏れている記録が多いと実感しました。ただ、年金を受給する時点で記録を整備すればいい、申し出があった期間について調査すればいいというように聞いていたので、いつかは解決することだと思い、それほど重大な問題だとは思っていませんでした。ねんきん特別便が本格始動しだしてから、いろいろ報道されるたびに、実は根深い問題なんだと認識するよ	平成9年に基礎年金番号を導入した際もそうでしたが、社会保険としては積極的に情報を提供しない方針だったため、ご本人様に提示できなかったことと、オンラインに収録されている記録が相当間違っていることが、反省点だと思います。私は、現在ねんきん特別便の調査を担当しておりますが、ご本人様と思われるような記録については可能な範囲で可能な限り情報を提供していくように心がけています。
9566	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	一つ一つ丁寧に解決していくしかないと思います。	基礎年金番号制度が始まった時に、統合されていない手番があることはしっていましたが、これほどまでの件数があるとは思いませんでした。	記録が見つかれば、その方にとってプラスになると思ったので、統合されてない記録があると思われる方から詳細な情報を聞き取り、何とか記録が見つかるよう努力しました。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9567	地方庁	社会保険事務所課長級以上			早急に解決しなくてはならない問題。 手書記録の統合がさけばれているが、システムの改善、全ての記録のカセットオープンなど、事務レベルでできること(照会をいただく前にすべきこと)も多いと思われる。 本来業務にしわよせがある。本来業務を的確に行わないと新たな年金記録問題が発生する。万全な体制作りが必要である。また、受付からの書類の管理方法、調査方法、回答方法の徹底的なマニュアル化が必要で、受付源・回答書の書式を示すことも必要と思われる。 具体的に認識したのは、平成19年。それまでは、年金記録にこれほどの不備があるとは思っていなかった。	自身としては文字どおり不眠不休、全力で取り組んだと思っている。 以下の問題点(反省点)があったと考える。 記録問題が生じた原因が正しく理解されていない。(全てが社会保険庁のあやまりとして整理されている) このため、冷静な話ができず、無用な混乱を招いた。 準備不足の中でさまざまな通知が被保険者(受給者)に送られた。しかも大量な量が送られたため、事務所で対応しきれない人数のお客様がみえられ混乱におちいった。一番迷惑を受けたのは、被保険者や受給者の皆様であったと思う。実行可能な計画を立ててもらいたかった。まず、優先すべきは受給者であり、被保険者はこれほどあわてて対応すべきではなかったと思う。 多くの退職者が出たことで、全体的なレベル低下の感は否めない。記録問題の原因に関わっていない職員も多いが、全ての職員を否定する発言や報道が多すぎた。職員の感情を大切にし、士気を高めるための配慮も必要だったのではと思う。 マスコミに不確かな情報をリークするなど、あまりにもレベルの低い職員が多すぎた。また、そういうことを止められない組織の弱さを感じた。
9568	本庁	その他(本庁)		速やかな記録整備と給付支払だけと思います。	組織全体の問題と認識しています。問題を知ったのは、ここ5年くらいです。	速やかな業務処理とお客さまへの丁寧な対応です。
9569	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	知らない。	紙ベースのものを、完全に機械管理とすること。	厚生年金では、カッセト管理を含めて全て機械管理と認識していた。 国民年金では、被保険者の住所異移動に伴い、紙台帳が全国移動をしていたので、途中での記録漏れがあるかも知れないと考えていた。	納付記録の市町村との突合を実施すること。 また、被保険者全員に記録確認通知ができれば良いとの考えもあった。 被保険者個々に納付状況通知がされていれば、累積した記録問題とはならなかったと考える。
9570	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	作業量が膨大であるので、社会保険職員だけでなく、市町村などにも協力を求めるべきである。	テレビ、新聞で報道されるようになってから。それまで記録問題の存在を知らなかった。	こういう問題があったのであれば、もっと以前から対応しておくべきことだったと思われる。相談される方ひとりひとりに対し丁寧に話しを聞き、調べられるところを地道に調べていくしかない。
9571	本庁	その他(本庁)				
9572	地方庁	その他(社会保険事務所)			[redacted]国民年金記録入力審査する際必ず氏名検索(共通090基本010)の検索をし同一人物と思われる者がいれば市町村役場を通じて確認のうえ統合処理するよう指導された。基礎年金番号ができた平成9年から社会保険業務センターが主になって統合作業を進めていると聞いた。そういう形ですすめているということで気にかけることはなかった。平成15年健康保険業務課に配属になり時期、経緯等ははっきり覚えていないが業務課に年金受給の手続きにこられたお客様で基礎年金番号以外の記録があることがわかりその記録をもって年金給付課の職員に引き継いだ。口頭でこの記録も統合のうえ裁定手続きをするのでしょうと聞くと本人記録の確認がとれなければといった。名前、生年月日、記録の整合性も合致していたことから違和感を覚えたが当然統合のうえ裁定手続きをするものだと思っていた。その後年金記録問題が発覚し基礎年金番号以外の記録があった場合、相手側から会社名等申し出がなければ統合処理せずそのまま裁定手続きをしていたことを知った。[redacted]どちらも本人からの申し出	現在、年金記録問題はオンライン上にない記録の復元が問題になっており、作業をすすめてこなかったことも問題であるが、(8)のよう本人からの申し出がない(本人が昔のことであったり、または高齢でありわすれてしまっていた場合、勤めていた会社の名前が期間がみじかかったりなどでどうしても思い出せなかった)場合そのまま裁定手続きをすすめる業務方針が問題であり全国同様のようであることから組織的に問題があったと思われる。また年金給付現場職員、年金給付課長も問題提起すべきであったと思われる。(提起してもとどかなかった。もうしくはいいだせない職場風潮、問題提起する場所がなかったなど改善すべき点があったと思われるが。)
9573	地方庁	その他(社会保険事務所)	業務経験が浅いので申し訳ないのですが、自分の中ではほかに思いあたりませんでした。	お客様に現在の処理状況や体制を説明、謝罪をしたうえで、一気に処理する方法はないと思いますので、1件ずつ、詳しく調査をして、地道に解明していくしかないと思います。	お客様の生活に直接影響してくることなので、昔から正確な記録管理、対処に高い意識を持たなければいけなかったと思います。 今回、年金記録問題についてとりあげられるようになったことで、H9年のときの記録未統合のことでお叱りを受けたり、改ざんの報道などを見て、知りました。	窓口、電話で違うお問い合わせのときにも浮いている記録がないか確認をするようにして、浮いている記録を1件でも減らすように努めました。 当時の状況や取扱を知らないので申し訳ないですが、もっとまえもって、基礎年金番号導入時から、浮いている記録についてちゃんと対処をしてくるべきだったと思います。また、現在、膨大な量のため、時間がかかりすぎてしまっていることも1つの反省点かと思います。
9574	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	記録問題の背景として ①オンラインシステム導入時の事務手続きの不徹底 及び ②国民の年金制度への関心不足・認識不足(行政サイドの情報提供不足) の2点を考えます。 上記のとおり認識したのは今年1月入所時からです。	■対応について 一顧客から問い合わせがあった場合、事務所で早期解決できるかどうか常に検討しました。 ■反省点として 一年金制度は個人が保険料を納め受け取るまでの間、長い年月を要します。 その年月の間、制度の変化等の対応が現場では不徹底であると考えます。 記録問題を対応する各種受付書類において、行政サイドの目線にたっているように見受けられます。 そのため、記入例がわかりにくく、誤記入等により、調査に時間がかかる場合もあります。 また、各事務所が個々に調査し、個人宛に調査結果等を送付するため、情報のタイムラグ等において顧客の混乱の原因となっているように感じます。 手間を防ぎ、顧客に安心していただくためにもまずは顧客目線にたつ案内や書類作成が必要で
9575	地方庁	その他(社会保険事務所)	存知あげません。		被保険者・受給者の方々の大切な年金記録が正確に管理されていないことは、非常に重大な問題だと認識していました。 問題の存在につきましては、現在の所属課に配属になり、業務を行うまでは知りませんでした。	問題を未然に受け止め、被保険者・受給者の方々の年金記録が1つでも多く正確に管理できるよう、窓口・電話相談の際は慎重に対応させていただきました。 問題についての反省点としましては、年金番号を複数お持ちの方々の把握をしっかり行えていなかったこと、また、基礎年金番号制度へ切り替えとなった際、今までの年金記録を受給者を含め正確に移行できなかったことが要因ではないかと思います。 今後、同じことを繰り返さないよう年金記録の確認・管理を徹底していかなければいけない。
9576	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現時点で実施済みの特別便や定期便について未回答、未送達が多数あるためこれらの対策を取りつつ、各種台帳との突合を着実に実施していくべきだと思います。	年金記録問題を知ったのは、19年に報道されたときだったと思います。 年金記録問題については、社会保険庁での記録管理が不十分だったということに加え、制度的な問題として基礎年金番号導入以前に大量の番号が払い出されたこと、14年以前は市長村でも収納をしており一元的な管理体制になっていなかったことなど、複数の要因が関係する複合的な問題だと認識しています。また、他方で加入者の方についても、制度の複雑さや固知不足により必要な届出がされずに記録に不備が生じることもあり(3号の届出漏れや番号の統合漏れ等)、記録問題は解決のため国民全体の協力が不可欠な問題であると考えます。	年金記録に不備があるとして来訪された方については、統合漏れや過去の入力誤り、またはご本人の記憶違い等様々なケースがあるため、相談の際は丁寧に本人の記憶と年金記録を照合しながら、記録を正しくするとともに、問題の経緯を説明しご理解を得られるような対応を心がけました。 記録問題の反省点としては、いわゆる5000万件について、もっと早く名寄せを実施していれば裁定前に統合できたケースがかなりあったのではないかと思います。
9577	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	管理職の採用割合を減らし 現場職員の採用を増やす。 その上で、研修等をしっかり行い 全員一丸となって問題意識に 取り組むことが必要と考える。	国として、最大限の努力を行い解決する問題だと認識している。 (国民の皆様方の協力のもと、全ての方に適正な年金を お支払するべき) 社会保険事務所経験が無かったため、 年金記録問題については、マスコミ等で騒がれるまで 意識がなかった。	電話照会等があった場合でも、 適切な部署又は社会保険事務所をご案内し 記録の漏れや申請手続きに漏れがないようにしている。 また、システム的に対応可能なものについては 今後も開発を行い、将来的にも記録等に不備が出ないように するべきと考える。 事務所等の相談窓口において 被保険者及び受給権者からの届出について その場で不備のチェックを確実に行わなかったため 今回の問題が発生していると考える。 (当時は住民基本台帳等との突合が出来なかったため 仕方のない部分はあったかと思うが・・・) 相手の立場にたった対応を心がけるべき。
9578	地方庁	社会保険事務所課長級以上	昭和60年頃に国民年金を担当していました。年に何度かは、過年度保険料の未納分について納付勧奨のため、被保険者宅を訪問していました。そのとき訪問した家庭で、未納が無かった方が、突然未納となりその理由をお伺いしたところ、自営業で、急に商売が行き詰まり、経済的に苦しくなった為。とのことでしたが、夫分は何とか納付するが、自分の分は納付できないと、妻からの申し出があり、夫分については時効内の納付となりましたが、妻の分納付されず、時効になったと思います。 現在の納付記録訂正事案には、配偶者が納付であった場合、短期間の未納であれば、記録訂正の事案となりますが、このような場合は必ずしも該当しない方のケースもあると思われますが、	納付記録等についての、特記データを登録できるシステムの改善があれば、それらのことを、事跡として残せます。(基礎年金番号の納付督励事跡は、一定量になると記録が表示されなくなるため、重大な事項を別管理する必要があると思います。)	平成2年頃健康保険業務を担当していたときは、基礎年金番号の導入前であったため、届書コード058による氏名検索により、厚生年金番号の重複払出しの防止をしていましたが、それらの事務徹底がされてなかった為、番号の重複払出しの問題が発生したと思います。基礎年金番号導入後は、疑重複警告により、一定の問題解消にはなったと思いますが、それでも処理の徹底ができていなかったと思います。	これらの問題は、事業所からの資格取得届提出時の番号確認が重要でありますが、国民一人一人の基礎年金番号に対する認識を深めてもらう必要があると思います。 年金記録問題の中には、記録が消えた問題もありますが、年金番号の重複払出しにより、払い出された番号が判明しないことも問題発生になった原因であることを伝え、番号の大切さを認識してもらう広報も必要だと思います。
9579	地方庁	社会保険事務所課長級以上			意識が薄かったとおもいます。基本的に年金請求の際に判明する事と思っていましたが、一部で判明できない記録もあると認識していました。ただ、今回の件数までとは思っていませんでした。平成9年の基礎年金番号を始めた際に事業所や報道で徹底していれば今回の件数を大幅に減少できたと思います。	年金請求時に確認を徹底したつもりです。ただ、その時期は、現在よりお伝えできる資格などの範囲(会社名など)が狭く個人情報を伝えきれていなかったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9580	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	いろいろな起因によるもの。現在行っている方策も詳しく知らないこともあり、特に考えはありません。 ただ、年金の再裁定については、現在も努力中だが、なるべく早く滞留分を処理すべきだと思う。	保険料を納付した期間が記録されていないこと自体、とても重大な問題。 存在を知ったのは報道されてからだと思う。	直接年金の被保険者期間についての業務を扱っていないので、特に対応は変わっていない。ただ、国民に対してのお客様意識は、以前より持つようになった。 国民一人一人の年金被保険者期間(年金支払)に対する意識(緊張感)が足りなかったことを反省すべきだと思う。当時は、人事(ひとごと)としてただ業務をこなしていたのでは・・・。 当時、以前の記録を確認せず、年金請求時に本人からの申請ありきで、年金手帳をどんどん交付していたこと(手番重複)、また、正確な管理(カナ・生年月日誤り等)がされていなかったことが、大きな要因と思われる。
9581	地方庁	その他(社会保険事務所)		オンライン導入以前の記録については、まだ完全にオンライン収録されていないものがかなりある。これを早急に整備する必要がある。	基礎年金番号導入時点において一本化されなかった記録が現在も残存している。異なる番号の記録はすべて別人とみなされることになった後、この記録を解消しなければならない。	基礎年金番号を払い出す際、すでに払い出されていないか徹底的に確認する。届出者側においても、安易に年金履歴なしとして届出をすることがあるので、必ず確認するよう説明する必要が
9582	本庁	その他(本庁)			基礎年金番号を導入するとき、年金請求するときに記録確認が不十分だったのではと思います 年金記録問題は採用される前から(採用がH19年なので)TV等でいわれていたと思います。 実際に勤務してから記録確認が不十分だったのかと思うようになりました。	電話などで相談を受けるとき、旧姓や姓名で別の読み方がなかったか聞いたり、WM検索で得られなければ、期間照会をするよう案内をしてきた。 記録確認時に社保側・受給者・年金請求者に記録はちゃんと登録されているという思いがあったのではと思います。
9583	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	一番重要視される問題で、存在を知ったのは平成19年6月頃(宙に浮いた年金5千万件が報道された頃)	1件でも多く、1日でも早く本人記録と結びつけようとしている。 反省点としては、名前と生年月日の検索を機械で行い、相違しただけで、記録なしとするのではなく、私達の処理誤りの可能性がある旨を考え、申し出書類を受け付けるべきであった。
9584	地方庁	社会保険事務所課長級以上	すべて公にされたのではないですか？	この間の年金記録問題による膨大な派生業務は、事務所等の適用・徴収業務など、本来果たすべきルーチン業務に多大な影響を与えてきている。(適用・徴収不足等)このことは将来、あらたな年金記録問題を生じさせるのではないかと懸念している。この問題の解決には、一件ずつ地道に取り組むほかないと考える。現在、神奈川県では、県内全ての事業所台帳、被保険者台帳を集約し、一括して期間調査を行っている。こうした体制は、各事務所間での照会業務を軽減するなど一定効果をあげているので今後も維持していくべきだと考える。また、期間調査の依頼(申出)は、何回でも可能であり、同じ内容の照会がきた場合、同じ手順で調査を行い、回答を行う必要があり、非常に非効率的です。この間取り組んだ、年金特別便、定期便などはその大部分が同じ照会内容となっているものが多い。また、照会内容についても、制度の理解不足、誤解から、照会しなくても良いケースが多く見られる、インターネットなどでこうしたケースを発表し、国民周知を図るべきだと考える。また、第三者委員会が設置されたことによる申出書の増加にともない、受付、回送、通知、あっせん結果による補正、納付特例処理など業務量は現在の体制では、手に負えない状況となっており、しっかりしたソフト・ハード両面での体制作りが必要と考える。	職員も知らないずさんな記録管理の事実に唖然とした。しかし、記録管理の歴史を学ぶうちに、戦中から代々引き継いできた記録は、内務省から厚生省、厚生省から、社会保険庁へと引き継がれる中、当時の科学技術、国の政策(予算)ともかかわり、この問題に至るのではないか。この問題を知ったのはマスコミにこの問題が取り上げられてからです。	昨年の年金特別便にかかる、膨大な事務処理及び来客対応に深夜、休日と奮闘したが、一年間に一億件以上の通知は、現場の処理能力の限界を超えている。そのことが逆に年金不信を招いた感がある。現場のキャパを越えた行政サービスは結果サービスに値しない。また、年金記録問題を一言でまとめるには様々な案件があり、難しい。現在も期間調査、第三者委員関係の業務に携わっているが、戦中・戦後にかかる厚生年金の期間調査は、まさに「戦後処理」をおこなったいると感じる。遡及訂正問題では中小企業に限られ、法律と現場実態の乖離が大きいのではないか。景気悪化時の中小企業対策など法律を整備すべきだと考える。また、企業(事業所)担当者の制度不理解による届出誤り、届出漏れ、徴収誤りが非常に多く、記録整備の事後処理も多く存在している。このことは現在進行形ですすんでいる。現在の複雑な厚生年金保険料の標準報酬決定方法や徴収方法のあり方を見直し、正確で迅速な業務執行が可能な、あらたな業務のあり方について検討すべきではないか。
9585	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。逆に公表されていないことがもうないのか教えてほしいです。	人員を増やすしかないと思います。	国民年金ファイルに住所の記録が入力されていない記録があることは知っていました。ただし住所は台帳で確認していました。WMに入っていない記録や誤りが報道にあるような状態と知ったのは一連の報道の際です。	私が入庁した時はオンラインになっており過去にどのようなことがあったかとか記録管理がどのようになっているかなど情報(問題)の共有がされていないことが反省点だと思います。また、人員削減の状況の中での問題発生で人員不足がいけなかったと思います。
9586	地方庁	その他(社会保険事務局)	ねんきん特別便において、昭和32年以前に全喪している事業所名はオンラインに収録されていないため、特別便では「厚生年金保険」としか記載されし、事業所名が判明してもオンライン登録事業所ではないため、反映されない。 特別便を受け取った方から、事業所名を入れてほしいという照会を多数うけているが、現行のシステムでは事業所名が登録できない。これはなぜなのかという質問に明確に回答できない。	なぜ、32年以前の事業所名が収録できないのかを明確にし、すべての事業所名を収録するシステムとすべき。 その際、同じ記号を使っているケースがあるので、これをどうすべきかの整理が必要	業務に携わる中で、同一の被保険者が複数の年金手帳を持っている例が見られた。オンライン化される前は「同一人の記録」という確認手法もなかったし、「名寄せ」の方法もなかったと思う。オンライン化になって、年金番号を複数持っている方の記録を確認することができるようになったが、年金記録問題に携わっていて、「複数の手番を持っている方=記録が統合されていない方」が非常に多いことを感じる。	上記で述べたように、複数の手番は本人が申し出てまれない限り把握することが困難であったことから、取得の際に「前に手帳をもっていないか」確認することが必要であった。しかし、実際は、「前の会社の履歴を知られたくない」などの理由で、「すでに持っている手帳を提示しない」ケースもあったと聞いており、社会全体で「年金番号管理」の意識が希薄だったと思う。 社会全体で、自分の年金番号はひとつだけという意識醸成が必要。
9587	地方庁	社会保険事務所課長級以上		安心して年金相談等ができるようデーターベースの正常化 資格記録画面の事業所記号等の0000－000－000画面の記号の表示(手番等で資格記録画面が000表示だと最初の分は払出から事業所名を調査できるが、2番目以降の記録については、本人から事業所名を聞きださなければ調査できない) カセット記録の早期整備オープン 096－1画面で厚生保険と表示される記録の正常化	自分が納めた保険料に対しそれに見合う正当な年金を受給されないことが問題である。 一人で複数の厚生年金の手番を持っていることについては、新規採用時に給付課採用時に裁定請書の処理で名寄を行う際、認識していた。 又、基礎年金導入時にも、かなりの統合されていない記録があることは認識していた。 また、、機械に収録されている記録に、読み方や、振り仮名、の相違があることも認識していた。	年金相談の際は、名寄せをしっかり(間違やすい読み方等を想像し)行った。 しかし、名寄せを行い、複数の記録が出てきたとき、相談者から、事業所を思い出さなければ、統合できず、浮いたままのものがかなりあった。(、事業所の頭文字をいったり、読めることが禁じられていたため) 受給者でない人の記録整備については、年金請求までにされればと考えていた。(基礎年金番号導入後の記録統合の考え方にあったと思う) ただ、受給者に対しては年金相談の際、チェックはするが、相談に来ない受給者に対してはどうこうすることはなかった。 被保険者記録のデータベース化時、正確に行うべきであったと思う(資格照会については、W・Mは参考で被保険者名簿で確認するよう言われたこともあった) 度重なる法律改正で制度が複雑になり、目視で確認しなければならないこと多いのもミスが多くなる一因(機械によるチェックをかけるべき) また、短期間しか勤めていなくて、本人も記憶がないケースや、本人死亡のため、遺族もわからない記録をどうするか 今回の記録追加で記録が追加され、4種の期間を訂正したり、高齢任意加入の記録を訂正した後、再裁定を行うが、、記録ヶ判明した分を精算するようにしたほうが良かったのでは。(補正処理等時間がかかり支払いまでの時間が相当かかった。) 時効特例法で、特に旧法で未請求者に対しては、時効特例に該当しないが(国民年金の通老受給者で通算対象期間に厚生年金記録の月数が入っている場合等)、当時は、提出先が、市区町村・事務所と異なっており、知っていれば当然請求するものであるので、未請求者に対しても時効特例に該当させたほうが良かったのでは。
9588	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		平成9年1月の基礎年金番号導入後も手番による年金番号が存在している認識はあった。	当時、基礎年金番号の未統合処理は、「その方が年金請求を行うまでに整理すればいい。」というスタンスで、今すぐ事務処理を行わなくてもよい感覚で指導されていたが、今思うと、その当時から真剣に年金記録問題に取り組んでいたならば、早期解決していたものと思われる。
9589	地方庁	その他(社会保険事務局)		システムの改善による、記録管理、処理等の簡素化	昔の手番のいい加減な管理。採用になってすぐ(H11頃)。	全国統一されたマニュアルの策定、具体的事案に対しての処理方法など(昔は庁は通知を流すだけで、あとは地方で対応してくれという風潮だったのでは？今でいう業務処理マニュアル的なものがなかったため地方は地方で判断していた？)
9590	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	(6)の設問についての問題は、ありませんので、回答不要でよろしいでしょうか。	年金記録問題は、様々内容があると思います。 ①紙台帳時代の社会保険事務所の適切な保管、管理 ②紙台帳時代の社会保険事務所から社会保険庁への適切な進達事務 ③社会保険庁の紙台帳をコンピュータへの適切な入力 ④オンライン化の遅れ ⑤基礎年金番号制の遅れ ⑥オンライン化、基礎年金番号制以前の事業主の届出についての認識不足 (会社採用のたびに厚生年金被保険者者証や年金手帳を交付されていた人の年金相談を何人となく受けた事があります。) 社会保険事務所から社会保険庁に進達した記録は、適切に社会保険庁で管理されていると思ってました。消えた年金記録問題は、すべてが消えた訳ではないと思いますが、いずれにしても被保険者の利益・権利に重大な問題ですから、早期の解決を職員一丸となって取り組む課題と思います。	○対応 年金相談には、真摯に対応し親切・丁寧を心がけ、相談者の相談解決に努力しました。 期間照会・台帳確認の業務支援に積極的に参加しました。 ○反省点 組織的な年金記録の管理・保管の問題が大きいので、何とも言えませんが、年金記録の管理・保管に対する方針確認が不足していたのかも知れません。
9591	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていることしか知りません。	厚生年金に関して述べれば、被保険者名簿や旧台帳、払出簿などの紙ベースの記録を早急にWMに登録し、全国で照会可能とすること。(得喪データ及び画像として)	漏れや誤りがあっても裁定請求時に申し立てるはず、と、その時々の事務の確実性に問題があった。判読困難な字体での台帳記入や、WMへの登録誤り、さらにはWMへの登録すらされていない台帳の存在など。基礎年金番号導入時における未統合手番については徹底したフォローが必要だった。記録問題が取り上げられるようになったここ最近になって知った。	対応策としては地道な調査しかないように思う。当時の資料が残っていない、仮に当人も亡くなっているとすれば、事実上、対応したくてもそのしようが無い。今の仕事に関しては、丁寧に、単純ミスをしないという基本を忠実に実行する心構えを持っている。 反省点は上記問題点と重複するが、あとで申し立てがあればわかるはずという、記録時における責任感の欠如が挙げられると思う。苦くから記録の漏れ、誤りを認識していた人もいたと思うが、かたちに現れなかった。
9592	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし		社会保険庁が最優先で着手しなければならないと認識していた。 基礎年金番号に統合されていない番号があることは基礎年金番号導入直後から認識していたが、件数が膨大であることは報道で知った。	お客様の立場に立っての対応と、年金制度を国民の皆様に広く理解と認識をしていただく機会と思い、わかりやすい説明を心がけた。 年金記録の反省点として、基礎年金番号導入後、年金番号の確認の通知を複数回にわたって行わなかったこと、基礎年金番号を死亡者に導入しなかったこと、氏名、生年月日等データの入っていない年金番号の整備を行わなかったことが挙げられると思います。
9593	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	意識を変えて、相手の立場にたって取り組んで行き一日でも早く信頼回復に向けて行きます。	このような記録問題があるとは知りませんでした。 マスコミ報道された平成19年頃です。	記録回復後の受給者について、再計算に相当時間がかかっている点は、さらにご迷惑をおかけしているとがもうしわけなく思っています。 信頼回復に向けて全力で取り組みます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9594	地方庁	社会保険事務所課長級以上	現在明らかになっている問題以外に知っていることはありません。	年金記録問題を最優先課題として今後も取組む。 一部の担当者に任せるだけでなく、全職員が自分の業務として取組む必要があると思います。	平成元年に採用になりすぐ年金給付課などを経験した時に、裁定請求時に記録のもれ誤り等が多く見受けられ、以前の記録にはもれや誤りが多いことに気がつきました。 しかし旧台帳等が放置されていることを知ったのは年金記録問題が発覚してからです。	当時は年金請求時に記録を整備すればいいということになっていたので、年金請求時に記録のもれがないかを入念に確認していた。 反省点としては、厚生年金と国民年金を別番号としていたこと、台帳の管理がずさんだったこと、指揮監督する立場のものの統率力がなかったこと、労働組合が何にでも反対していたこと、職員一人一人の意識が欠如していたことなどがあると思います。
9595	本庁	その他(本庁)			ニュースで話題になってから、問題と認識しました。	
9596	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在行っている名寄せ照会、入念照会などを本人と接触できるまでやり続ける以外にないと思います。高齢者にとっては悠長なことは言ってられないことはわかりますが、その記録が誰のものかは本人しかわからないのですから。	「納めたのに記録がない、年金がもらえない」憤慨そして批判されるのは当然です。行政としてあってはならないことであり、私自身窓口対応、記録調査など問題解決に向けて努力してきました。背景には様々な要因があると思いますが私の経験として①平成元年ごろ、年金給付課に配属され、職歴を確認する際になりすまし防止の観点から、当方より事業所名を積極的に伝えなかった。本人が思い出さなければその記録は給付に結びつかない。②平成3年ごろ、適用課に配属され、資格取得届に手帳番号が記入されていない場合、確認することなく新たな番号を払い出し年金手帳を交付していた。結果一人が複数の番号を持つことになってしまった。	当時はいずれもそれが当たり前のように仕事をしており、またこれがこのような問題になるとは予想だにしておりませんでした。 何十年も前の職歴(特に短期間の会社名)など記憶にないことは十分に考えられ、もう少し懇切、丁寧に対応できなかったのかと後悔しております。また年金手帳番号についても、むやみに新番号を払い出すのではなく手帳再交付申請書の提出を促すなど手間隙かけた事務処理体制であったならばと今更ながら思います。
9597	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません		基礎年金番号導入に伴う、旧制度番号の申告漏れによる未統合問題と認識していました。 採用当時(平成4年)より、1人に対し同制度の番号が複数付与されている事は認識していました。	事務処理上又は窓口対応で、そういった複数の番号を持っておられることが分かれば、統合処理を行ってきました。また年金裁定の際においても、細かく過去の経歴等の聞き取りを行い記録を探し統合を行っていきました。しかし、過去においては年金の関心が低いこともあり、ご本人と疑われる短期間の記録を対応の中でご本人があきらめられておられたり、そもそもかけたことがないと勘違いされておられるなど確定する事ができないこともありました。もっと粘り強く話しをし、細かく調査しこちらからもっと積極的に対応すべきだったと反省しています。
9598	本庁	その他(本庁)	特になし。		過去の杜撰な処理が原因。 知ったのは報道と同時期。	再裁定処理をどのように行ったらご効率よくできるか考えた。
9599	地方庁	その他(社会保険事務局)	知らない。 平成19年6月以降、新聞ではじめて知る内容も多々あった。	記録問題のみ別にする。 その他は、事業を縮小。	重要な問題。 平成9年1月以降。	被保険者もしくは受給者に対して一人、一人への説明。 末端では、それ以外にない。 反省点 場当たり的な指針、方向性の欠如。
9600	地方庁	社会保険事務所課長級以上	○年金記録関係の事務に従事した者は、ご存じのことと思いますが、今後、8億5千万件の照合が開始されれば、厚生年金の名簿時代の年金記録の資格取得年月日及び資格喪失年月日、脱退手当金等のオンライン収録記録との不一致が相当数あるものと思われます。 また、厚生年金の被保険者原票時代の年金記録については、地方庁で原票を作成し、社会保険業務センターへ紙ベースでの進達を行っていたところですが、理由はよくわかりませんが、資格取得年月日及び資格喪失年月日、標準報酬月額、種別等が相違している年金記録が多数過去より見受けられました。その中の中間記録自体が収録されていないケースについては、出来る限りその年金記録の収録先調査を行っていましたが、他の厚生年金手帳記号番号に収録されているケースもありました。 しかしながら、その年金記録の収録された可能性がある厚生年金手帳番号を特定するには、かなり困難でありましたが、今回のこの8億5千万件が照合されれば、多くの不備記録が発生することが見込まれることから、年金増額及び減額者、裁定取消者等の対応策を早急にお願いします。	○8億5千万件の照合作業は、来年より実施されることとなりますが、現在での問題点として、本人からの確認申出のない年金記録の収録不備の年金減額及び裁定取消事案への統一的な対応及び収扱いを早急に示していただけるようお願いします。	○昭和60年代時から、厚生年金関係の調査・確認の業務を行っていましたが、その当時から、被保険者名簿(紙ベース)を何回も見るなりして膨大な時間を費やしていました。 特に、その当時は、大正から昭和にかけての生まれ者であったため、戦争中から昭和30年位までの期間調査が主でありました。 このような状況であったため、厚生年金の老齢年金の受給世代が本格的になる時期であったことから調査・確認が速やかに出来る仕組みが必要と考えていました。	上記のことから、旧台帳での管理分について、事務改善提案により、社会保険業務センターが保管されている旧台帳の年金記録をオンライン上にすべて収録していただくよう提案しましたが、その当時、理由はいろいろあったと思いますが、改善がされませんでした。 なお、出来なかった理由はいろいろあったと思いますが、国民の年金権の確保に対して、十分な対応がされなく将来への問題が先送りになったことが一因であると考えます。、
9601	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。		平成11年から平成14年の間、記録課に在籍していました。 厚生年金の資格記録の整備を行っていく中で、氏名登録のない手帳記号番号や、明らかに変なフリガナ(読み方)で登録されている記録をよく見かけました。 個人からの照会により、氏名の読み方をいろいろ考えて氏名索引を行って、記録を見つけたこともあります。 年金に関がる大事な記録であるにもかかわらず、大きな問題だという認識を持っていませんでした。 それが今日の年金記録問題に発展していることに反省しています。	「おかしい」という認識はありましたが、声をあげて「問題だ」という行動を起こすことをしませんでした。 資格記録は、社会保険事務所が管理しているものだから、業務センターが口を出すことではないという、誤った認識でいたためです。 組織全体で、問題意識を共有することが必要だったと考えます。
9602	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	現在実施している「ねんきん定期便」を実施し、被保険者並びに年金受給者のお一人おひとりにかけていただいた期間をお知らせし、おかしい点を申し出ていただき、調査を実施していく方法しかないと思います。	年金を受給される際、社会保険事務所にきていただいて、自分がかけた年金期間すべてを統合したうえで年金受給の手続きしていただいていたと認識しており、これだけ多くの被保険者、年金受給者に影響を及ぼすとは思っていなかった。 年金記録問題が報道され、期間照会の業務従事するようになってからです。	被保険者、年金受給者から申し出がなされた1件1件に誠意を持って対応しました。 平成9年1月に基礎年金番号となった際、厚生年金保険、国民年金の番号を複数もっておられる方に対して、基礎年金番号に統合するよう広報を徹底するとともに現在行っている名寄せ等を行い、統合されていない被保険者、年金受給者に通知等を差し上げて、記録の整備をすべきで
9603	地方庁	その他(社会保険事務局)		都道府県、事務所毎等で、期間調査に対し特殊事情があると思われ、その共有化を更に進めるべきであると思います。	手番の未統合の問題。 紙台帳の管理、オンライン化移行の方法・管理の問題。 マスコミ報道等で、取り上げられた時です。	お客様から、事業所名、期間、氏名等、より詳細にお伺いし、お調べし期間判明ができるように努めました。 お客様に対し、社会保険庁(事務所)から、加入期間をお知らせすることが少なく、お客様自らが確認することが少なかったこと。
9604	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	被保険者や年金受給権者への訪問による確認調査	年金の裁定時に国民年金や厚生年金保険等被用者年金の記録がない空白期間について請求者に氏名索引等で発見した記録の確認を行っていたが、本人記憶が曖昧な場合もあり記録の統合には大変苦労していたが、平成19年5月に年金記録問題がわかり、氏名索引でわからない旧台帳の記録等がこれほどまで多くあるとは思わなかった。	年金の裁定時に国民年金や厚生年金保険等被用者年金の記録がない空白期間について請求者に職歴等を確認し、あらゆる角度から氏名索引等をして記録の発見に努めています。 全国オンライン化時紙台帳からの記録整備や年金の裁定時に統合とうすれば良いという考えで基礎年金番号付番時の記録統合が中途半端であったこと、厚生年金保険の事業主届出が基礎年金番号導入前は年金手帳番号の確認等が健康保険者証の交付使先で曖昧であったことが反省すべき点と考えている。
9605	地方庁	その他(社会保険事務所)	特段無しと考えている	現在行われている作業について確実に進めていくのはもちろんであるが、 今の体制では完全解決までにまだ時間がかかると考える。 しかし語弊があるが余り時間がない受給者も存在しているはずである。そういった方々への処理・調査をなにより優先することが必要ではないか。	十数年前に適用課職員として加入事務を行っていた時に当時は基礎年金番号が存在せず、勤務先を変えるたびに手帳番号を取得する被保険者が存在した。当人が記憶・手帳の保管していれば問題ないと認識していたがそうでない場合特定が困難になると可能性があると考えていた。さらに当時は機械上には記録が存在していれば問題ない、もしくは失念した被保険者が悪いという雰囲気があった。	資格照会担当であったときには書類のみではなく当人への聴取を行ったり 名簿上に事業所自体の存在がない場合は当人が申し出た場所へ調査したりした。 しかし基礎年金番号以前の加入手続きの際手帳の有無の確認があまり徹底されていなかったと反省している。
9606	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません			
9607	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	保管されている記録への対応にかかるシステムの改修や、知識・経験者の協力が必要と考えます。	平成9年に基礎年金番号制度が導入され、手番の確認・統合がおこなわれたが、その後に年金を請求する時点で再度確認をし統合ができると認識をしていました。平成19年6月頃	年金請求時には加入記録に漏れ等がないか確認し、もれがあれば期間照会をし基礎年金番号に統合をする。厚生年金・国民年金等の加入記録の一元化をすることが遅かったのではないか
9608	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	記録問題に関する件については、「滞納保険料に絡む報酬改ざん問題」「国民年金納付(未納)記録問題」など、すでに、公表になっています。 その他とすれば、 ①健康保険・厚生年金保険の収納率向上に向け、庁及び事務局の指及び所長の承認のもと、平成10年以降強化事業として、全喪した事業所の「滞納保険料」を架空の実態調査をしたかのように作文し、執行停止及び不能欠損処理をしていた。 なお、事務局には単属の謝金職員を配置し、各所から処分表を引き上げ作成処理していた。 また、[redacted]選及「全喪・月額変更」は日常一般的に行なわれていた。 ※これは、関東一円・全国規模で行なわれていたものと承知している。 ②群馬県においては、収納率100%に近い数字を過去に残しているが、新規適用した事業所が保険料を滞納した場合は、選及して適用取消したり、選及して全喪届を取っていたことは明確な事実です。群馬の職員から何回かきいている。	いままでの、関係職員調査は内部職員が調査官として対応してきたが、第三者または他調査機関で実施すべきと考える。 また、内部監察(監査)でなく、各省庁関係なく「監査局」を新設し、この問題等を含め、調査しない限り解決はしないと思う。 私は、解決に向け前面協力します。	今回の問題は、お客様である国民の皆様に対し申し訳無いことをしてしまったと思います。 また、私はいつも上司に、これで正しい事務処理といえるのかと噛み付いてきたが、無視されてきた。(各県に、独自の事務処理規定があった。) 消えた記録問題等について、業務・徴収課を経験したとき、本当にこれでよいのかと思っていた。 国民年金問題に関して、各社会保険事務所の国民年金課職員は組合かぶれの職員が多く、仕事中組合の文書つくり・打合せなどでまともに仕事に従事している職員がいなかった。課長級も左遷組みであったと記憶している。 (仕事に対する姿勢・真剣みが足りない職員が多かった) しかし、平成14年ごろから、改善されてきたと思う。 ※時期的には、昭和60年当時から、危ないのではと記憶している。 [redacted]少なからず全国で行なわれていたことは事実であり、職員として否定してはならないと思っている。 また、平成時代に入り収納率アップに向けた取組が庁より指示があったことで各県(現在の局長・運営課)が強引に現場をたたいたことが原因ではないかと思う。庁・局は、口頭で具体的に指示をしながら文書は残さず、現場責任にしてきた。	(8)当時は、課長からの指示又事務処理要領に基づき行なっていたが、幾度と無く管理者に反論したが、組織で動いていることから従わざるをえなかった。 反省点では、事故防止対策が徹底できていなかったこと、事務処理取扱が全国統一出なかったことなど、国民の立場で出来なかったことが主たる要因になっていたと思う。 また、国民年金については協力をお願いした「市町村の事務の適正の徹底」がうまく機能していなかったと思う。 ※市町村では、社保の手伝いをしているぐらいで軽く見られていた部分があった。それに対し、強く指示できなかった経過もあり問題の要因と考えられる。 ※組合活動が強かったことも一つの原因と思われる。 今後も解消に向け、協力していきたいと考えております。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9609	本庁	その他(本庁)		年金記録に関して事務処理の簡略化職員の知識の向上	事務所にいたときは、記録問題が大々的に報じられただったが、こんなに長引くとは思ってなく、かなりの認識不足だった。 存在は知りませんでしたが、報じられる前のお客様からの期間照会に対して、その期間を見つけることが難しいという認識くらいはあった。	WMに記録がない場合、期間を追加するのは難しかったので、お客様には納得していただけない場合があった。 昔から記号番号を一人一つにして、安易に新たな番号を渡さなければ、こんなに未統合等の数が多くなることはなかったと思う。
9610	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	現在の取り組みを継続することしかないと思う。	給付に反映されていない記録が多数存在するので、それを一刻も 早くすべて統合して正しい年金額をお支払いしないといけないという 重大な問題として認識していた。知ったのは、5000万件の存在が 発覚したころ。	特別便などの窓口対応で、記録漏れの可能性を出来る限り広く考え、 お客様の記憶をより引き出せるように懇切丁寧に対応した。基礎年金 番号に統合されていない番号の存在が、ここまで膨大になる前に、全国 的に取り組む必要があった。
9611	本庁	その他(本庁)			記録に関わる仕事をしてこなかったため、世間一般のニュースになった以降知りました。	現在の再裁定の記録については事務所で訂正されて進達してくるため、直接記録の訂正に携わったことはないのですが、国年追加の処理等においては給付に反映するよう慎重に行ってい
9612	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。	紙台帳からオンライン化する際の入力ミスや、記録確認の際に本人申し出方式をとったことにより、本人記録であろう記録が統合できないケースがあり問題だと認識していた。また、カセット記録としてオンライン化していない記録があることは知っていたが、業務に精通できていなかったこともあり問題だと認識できていなかった。期間照会業務に携わっていた平成10年以降。	お客様への対応の際に、なるべく懇切丁寧に対応し、お客様の記憶を取り戻していただこうと努力していましたが、事業所名等をお伝えできない状況の中では限界がありました。 一人の方がたくさんの年金番号をお持ちであることは、昔のオンライン化されていない時代では一定やむをえないことかもしれませんが、取得の際にもう少し確認が出来ていれば、と考えます。また、オンライン化する際の入力処理結果の確認作業等が極めて不十分であったと思います。生年月日をまるめて(省略して)入力するなど今では考えられません。オンライン化の際に、適正な処理が行われて、重複付番へも対応をとっていれば、このような大きな事態にならなかったのにと思います。 今、現在は基礎年金番号が導入され、一人の方への重複付番もおおむね防がれていると思いますが、記録の入力作業、その確認作業等、一つ一つの業務を徹底して正しく年金記録を管理
9613	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	「最優先」という仕事が多すぎる。 年金問題解決こそ「最優先」とし 他の業務は、その次であることを 社会保険庁各部署は地方へ 通知し、本当の「最優先」とする ことだと思う。	年金相談コーナーにて記録統合していない 記録があるお客様が多いことに 気がついた。(平成16年) 国民年金や健保業務では 完全一致しない手番は基礎年金番号 としないようになっていたと思う。(昭和63年から) 従来から本人記録と疑われるものは その時点で基礎年金番号もしくは 統合するよう社会保険庁から 通知を出してもらえばよかったと思う。	事務局ではあれもこれも「最優先」で 業務を行うよう指示が出される中 記録問題解決(国民年金では記録申立回答) こそ「最優先」と意見を持ち続け、会議でも述べ、 それを実行してきた。 現場では日々のお客様応対のほかは 年金問題解決こそ「最優先」とし 対応すれば、もう少し申出回答や 第三者委員会への応対が 早くできたと思われる。
9614	本庁	その他(本庁)	特になし。	問題の解決のためには、国民の皆様の協力が不可欠であり、協力を得られるようなアクションが必要と思います。特別便(定期便)の回答がなかったり、不十分な場合は、こちらから接触をもって確認作業を行う必要があると思います。ただし、社会保険庁の職員だけでは、限界があるので、市町村や民間企業に必要に応じて確認作業の協力を得る必要があると思います。(すでに協力していただいているところもあると思いますが。)	年金記録問題を知ったのは、ちょうど特別便を送付することとなった時です。 記録漏れにより、少ない年金額となっている方が大勢いることは、とても問題だと認識していました。	当時、事務所に在籍しており、特別便の相談対応をすることが多かったので、受給者の話を伺い、1人でも多くの方に正しい年金を受け取っていただくために対応しようとしていた。 現時点での問題の反省点としては、大切な記録を管理しているのに、受給権者(被保険者)の請求まかせにしているところがあり、こちらから積極的に働きかけることがあまりできなかったことではないかと思う。
9615	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	現行どおりに職員総力でのぞむ 年金制度に対する国民全員の認識を変えていくとともに、制度自体を国民の期待に応えられるものにかえる	制度とシステムの欠陥 問題の存在はこの問題が取りざたされてから知った	より良い制度とシステムであればよいとは思うが、日々の対応と日常業務でどうすればよいかとまでは考えていなかった。一職員として窓口での業務に励んだだけである。 基礎年金番号導入後、順次記録統合処理を進められていたが、速度が遅すぎた。ただ現状の人員では仕方ないところではないだろうか。反省点としては人員不足が大きいウエイトを占めると思う。
9616	地方庁	その他(社会保険事務局)	旧台帳のマイクロに読み取りにくい記録または、マイクロの元の紙データが破損し、正確に記録に反映できていないと思われる記録がある。 旧台帳上の処理誤り(誤還付など)も少なからず見受けられる。	その当時のデータの復旧は不可能であるので何もできない記録であると思われる。旧台帳上処理誤りとみられる部分も旧台帳上処理していない事務処理が見えないので、本当に誤ったままなのかもみれない。 どちらとも不確定な処理誤りなのでコンプライアンスにもとづいた解決はできない。	旧台帳からWMのデータにする際に間違えて収録された。市区町村からの収納データがどちらが原因か不明だが間違った収録があった。会社からの届出が誤っていたため収録されなかった記録があった。など原因はさまざまであるが、WMの記録が正確でないという問題。 年金給付課に在籍していた頃に統合しなければならない記録が数多くあり知った。	(対応) コンプライアンスに基づいた処理をした。この問題に関してはそれ以上でもそれ以下でもない対応しかできなかった。 (反省) 確かに社会保険庁(末端含む)の職員が原因の問題もあるようだが、市区町村、会社、WMのデータ化にもかなりの問題があったと思われる。 もっと全体で対応すべきだった問題だと思う。
9617	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	1人1人に対して、丁寧に対応し信頼関係を築いていく。 具体的には、郵便対応ではなく、被保険者や受給者の自宅を定期的に訪問し出張年金相談・記録確認相談を実施する。	国と国民の皆様の信頼関係に綻が入った重大な問題だと思った。 平成19年度に、その存在を知りました。	窓口対応・電話対応・文書回答において、親切・丁寧・迅速を心掛け、申出していただいた内容について、できる限りわかり易く原因と結果を回答し、信頼関係を回復するための第一歩と考え、それを実施した。 反省点としては、業務の全てにおいて正確性を追求し、小さな問題であったとしても後回しにしないことを心掛けることが重要であることを再認識した。
9618	本庁	その他(本庁)	なし		国民の生活上、非常に重要な問題との認識(採用前に問題が発生し、一般人として問題を知る)	反省点として、以下の点が考えられます。 ・国民の大事な個人情報の取り扱いの甘さ ・問題対応の遅れ
9619	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	(6)についての回答特になし。	記録管理の方法が、徹底されていないことによる重要な問題だと思った。 平成6年に採用されたが、当時、年金の番号が別々に管理されていることに驚いた記憶がある。また年金の裁定事務に関わっていたが、本人への聞き取りで年金記録を確認する作業が大変だったことを記憶している。(被保険者氏名が空白等ファイルの不備) その後、平成9年に基礎年金番号制度が始まったが、重複付番等本人に 通知しても、なかなか処理が進なかった。 年金記録問題として騒がれたのは、ここ2～3年だと感じるが、今思えば、ずうと事務処理を通じて感じていあたことではある。	重複付番の解消のため、疑重複調査対象者に電話にて督促したり、国民年金の戸別訪問時に、本人の履歴を聞き取りし、相談する等に努めた。 今は進んでいるが、オンラインで、届書の処理状況が確認できるようにする等もっと、事務処理が見えるようにすれば、事故の防止等にもつながるのではないかと思う。
9620	地方庁	その他(社会保険事務局)	ない	以下すべての質問は、国年に関する回答とする。 人員が必要であるが、現状の人材派遣では、短期間であり事務処理が非効率的である。 無駄な派遣を雇うよりは、退職者、処分者等の協力を得て、問題解決を図るべきと考える。 また、必要以上に記録問題を煽るのもどうかと思う。 収めたはずの納付記録が記録されていな方も現実的におり、過去の事務処理について、反省すべき点はあるが、国年に限定すれば、制度の無理解、誤解から生じている記録照会が多数ある。 知識のない者が、それなりの身分、肩書きのある者の言うことを、どれだけ正確に解釈することができるのか疑問である。 早急に、記録問題を解決すべきだと思うが、記録問題に限らずに、正確な制度周知が必要な時	平成17年頃に知った。 市区町村や社保保管の資料やマイクロ等で記録の確認作業はできると考えていた。	社保に保管されている資料等を調査し、市区町村へも照会することで対応することを考えた。 しかしながら、実質的な照会業務では、社保に保管されている資料のなかでは、納付記録に関する資料は少なく、また、名簿等が保管されていない市区町村もあり、調査が困難であるケースがあった。 納付記録に関する名簿等を保管させず、国へ移管した平成14年時点でも市区町村から資料等を移管させなかった点を反省すべきであると考える。
9621	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	これ以上問題を広げないよう法令尊守の徹底をしたうえで、各ブロック単位で期間調査センターを立ち上げ大幅に人員を投入し集中的に処理を行うことが早期解決になると思います。	古い年金記録の管理がきちんとされていなかったうえ、年金制度の認知不足も重なり、俗にいう浮いた年金問題等が発生してしまったと思っていました。基礎年金番号が施行された時に年金番号を統合されるのだと思っていましたが、実際は未統合で手番のままの記録が多数ありどのように処理するのかと思っていました。	お客様が年金請求にご来所時には氏名検索にて確認をするようにしていました。年金記録問題の原因は、やはり先を見据えた記録管理が出来ていなかった事と職員のモラルが問題であったと思っていますので、今後については(6)でも記入しましたが、法令尊守の徹底が不可欠だと思っています。
9622	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		業務課での業務経験は、基礎年金番号導入以前の平成2年3月までになりますが、資格所得届の決定の際に、新卒者以外でも新規での厚生年金の番号を払い出しすることが多くあり、複数の番号が存在することは認識していましたが、番号の重複取消届の処理も数多く行っておりました。 そのため、未統合の手番があるとは思っていましたが、報道にあったような件数ほど存在していることはわかりませんでした。	業務課に在職していたときは、期間照会・第四種の業務も行っていたため、期間照会の回答の際は、未統合の番号が存在する場合は、本人へ記録の確認を行い手番を統合するよう回答書を作成していました。 また、第四種の決定についても、未統合の番号が存在する場合は、本人へ記録の確認を行い手番を統合し、決定をしていました。 なお、現時点での反省点としては、基礎年金番号を導入した際に、「ねんきん特別便」のような記録の確認を行うことができる書類を送付することはできなかったのかが挙げられると思います。
9623	本庁	その他(本庁)	特になし	高い意識をもって、全力で取り組むこと。	特に意識をしていなかった。	国民の不利益にならないように、全力で取り組む。
9624	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録がもれているため、受給中の年金額が特に少ない人は生活に多大な迷惑をかけていると思いました。年金問題については一連のマスコミ報道で知りました。	迅速に記録を探し受給中の年金額訂正処理に取組みました。記録管理について全て機会管理に切り替えができていればよかったのではないかと思います。
9625	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません	わかりません	わかりません	わかりません
9626	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号へ統合する際の処理誤り、統合の際の周知不足(複数の年金手帳を所有している方の協力が得られなかったため)の問題と認識している。 入庁後、公になってから知った。	統合する際の処理の正確さと、複数の職員による確認が必要であったと思う。 今般の年金記録問題により注目されているため、今後何かを国民の皆様に周知する場合には皆様の協力も得られやすいと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9627	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	人員を増やし、ひとつひとつ地道に解決していくしかないと思う。	すべてを解決するには時間がかかるが、早急に解決しなければならない重要な問題であると認識していた。 報道で騒がれはじめた頃。	電話、窓口ではお客様の立場にたち、不安をなくしてもらおうと親切、丁寧に対応した。 お客様にもっとわかりやすい通知、報道をし、職員もしっかり中身をわかったうえで、対応できる状態で接するようにすればよかったと思う。
9628	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	早急に解決しなければならないと考えていますが、資材も時間も不足しているという状況にあると思います。 集中的な資材の投入及び解決すべき事項の優先順位を決めて取り組んでいくことが必要かと思います。(年金を受け取られているかたに対してまずは重点的に取り組んでいく等) また、組織の一員として全力で取り組む意識が必要であるは認識していますが、 やはり若手職員の立場からみれば、過去からの負の遺産であるという意識を完全に拭い取ることができないのも本音です。 なぜ、この問題の発端となった職員OBがもっと積極的に解決に協力しようとしないのか。また、協力していただいてる方についても、お客様の対する態度が旧態依然としていることが感じられることもあり、若手職員の指揮にもかかわると思います。 人材が必要ということであれば、職員OB等にもっと強く当事者意識を持ってもらうべきだと思い	年金記録問題が一般的に報道されるようになった当時、社会保険事務所の国民年金課に在籍していました。国民年金保険料の納付記録がおかしいというお客様のお話を聞いたことは、一般的に報道される前にご相談を受けたこともあったかと思います。年金給付に結びついていない手帳番号がそれほど多く存在していたこともそれまでは把握していませんでしたし、厚生年金の報酬改ざんが行われていたことも知りませんでした。 実態が明らかになっていくにつれ、非常に大きな問題であることと認識していました。	[redacted]積極的に解決に参加させてもらいました。 職員のミスや認識の低さが、問題の根底にあるということはまったくそのとおりであると思いますが、過去に発生してきた問題とはまた別に、今後将来に渡って同じ問題を繰り返さないよう予防策をとることも大切であると考えております。そのためには、職員だけでなく年金制度に関わる全てのお客様(国民の皆様)がより制度への理解を深めていただくことも必要と考えますので、お客様から窓口や電話でお問合せがあった際には、制度に対しても理解をしていただくように一つ一つの手続がどのようなものであるのか、丁寧に説明することを心がけております。
9629	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。 ただ、21年10月以降の東京の現在の事務処理の方法では誤入力、未入力による新たな記録問題が多数発生する可能性が高いと思われます。	市区町村の協力と経験豊かな職員の配置が必要です。	紙台帳から電子データへの投入時の誤り、国民年金、厚生年金等制度を分立させる等、政策判断の誤りが根本的原因の問題と認識していました。 この問題を知ったのは報道や国会でとりあげられるようになったころだと思います。	政策の立案、遂行の場面で場当たり的に判断を重ねた点、当時の「ITの技術革新について知識が不足していた点、当時の記録管理には膨大な人員、予算が必要だったことを財政当局が理解しなかった点が反省点として挙げられると思います。
9630	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし			正確な事務処理を心がけています。また事務処理後のチェック体制を万全なものにすればいいと思います。
9631	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	すべての紙台帳を精査する。そのためには、全職員一体となって取り組むべきと思います。 しかしながら人員が減となり、日常の業務やお客様の対応で精一杯の状態であります。公募等により人員を増やすこともあるかと思いますが、まだ採用の決まっていない方々は、これまで年金行政に携わり経験豊富であるため、優先して雇用する方策がいいかと思います。	被保険者様の記録が年金記録に反映されていたいため、大きな問題として認識はしているが、認識はこの問題が出始めてからと思います。	記録判明に向けて、現段階では申出のあったお客様よりの照会より、日夜記録の確認作業を行っています。 紙台帳の記録判明には相当の時間を要しています。いろいろ検索しやすいようにシステム等の改善などさらに必要と思われます。
9632	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	今まで通り、国民の皆様に過去の加入期間の確認をしていただくのが一番だと思います。	採用された時点で、すべて機械化され、記録を探す際昔の紙台帳の記録は全て機械に収録されているが、氏名の読み間違いがあるかもしれないから、いろいろな名前で検索(共通090)するように上司指導を受けました。 過去の記録はマイクロで探すしか方法がありませんでしたが、全て機械収録済みとの教えを受けていたので、この問題が明らかになるまで一切存在を知りませんでした。	とにかく、判明できた記録に関しては速やかにご本人様にお知らせするべき(年金額に反映させるべき)と思います。記録の確認作業も早急に努めるべきです。 しかし、上から指示を受けたことだけすればいい、他の人がしてるから私も手伝おう、と考えている人が多すぎます。職員の意識の問題もあると思います。今回の社保庁解体にしても、有能な人材を不採用にし、現時点職員というだけで無能な人を採用させる。この体質が残存しているうちはまた同じことを繰り返すのではないでしょうか。 これからの年金機構で、正当な考えを持ち問題をきちんと捉えることができる人材が増えていくことが将来的には国民の皆様のために繋がると思います。
9633	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	基本的にはデータ等をフル活用して、また人員も可能な限り動員して 少しでも多くの件数をこなしていくしかないと思います。	日々来る業務量に追われ、現状の処理を滞留させないようにすることで精一杯でしたので、ここまでの状況になっていることは想像がつきませんでした。 年を重ねていくうちに年金の請求時などに、取り込む記録が結構あるなといった印象は受けていました。	とにかく気づいた記録については請求者に連絡するなどの対応をしていました。 反省点としましては新しい番号を作らないようとにかく年金番号の提示させる方法を制度としてうまく運用できなかったことや本人記録のチェック機能が充実していなかった点と、そもそも基礎年金番号制度の導入が年金制度開始より何十年もたってからという遅さにもあったと思います。 そのためどうしても本人所持の番号があいまいになり、記憶も定かではないので確認ができなくなってしまっている記録が結構あると思われます。
9634	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	個々の事案ごとに誠実な対応を行っていくこと。	年金番号の持ち主が特定出来かねる、大変な問題であるとの認識をもちました。また時期的には、平成18年～19年頃だったと思います。	被保険者原票での処理時代から、「被保険者名にふりがなを付す」ことを十分に行っていたら、対象事案がもう少し少なかったのではと思います。
9635	地方庁	その他(社会保険事務局)			基礎年番への未統合記録が多数存在することは知っていましたが、宙に浮いた年金として騒がれるようになるまでは、本人の申し出によりいつかは記録が統合されるものと思っており、また基礎年金番号付番時に手帳番号がある人は申し出るようながしたにもかかわらず出してこなかったから・・・というあまり積極的ではない意識もありました。 国民年金の納付記録がもれていることや、標準報酬の改ざんがあったことについては、お客様から領収書をお持ちいただいて記録訂正をするようになってから知りました。	基礎年番への未統合記録が多数存在することは知っていましたが、宙に浮いた年金として騒がれるようになるまでは、本人の申し出によりいつかは記録が統合されるものと思っており、また基礎年金番号付番時に手帳番号がある人は申し出るようながしたにもかかわらず出してこなかったから・・・というあまり積極的ではない意識もありました。 国民年金の納付記録がもれていることや、標準報酬の改ざんがあったことについては、お客様から領収書をお持ちいただいて記録訂正をするようになってから知りました。	年金記録問題として騒がれるようになるすこし前から、過去記録の調査担当になっていたこともあり、お客様が申し出た記録についてできる限り判明できるよう調査するよう心がけていました。 年金記録として扱う情報がかなり多く、以前は紙台帳での管理だったものを コンピューターに切り替えていく段階で、短期間のうちに行わなければならなかったこともあるのでしょうが、とりあえず切り替えたというかんじがします。そのときにもっとしっかりチェックが行われていれば今になってこのような事にはならなかったのではないかと思います。
9636	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		私が年金業務に在籍していたのは、平成8年の一年間だけです。その当時には考えられなかった問題が数年後発生し、ただただ自分でも驚き、今までのずさんな事務処理を目の当たりにしました。一人一人の記録が正確に管理されていないということは、決してあってはならない事です。 その問題が存在することを知ったのは、マスコミ等で騒ぎ出された時でした。	私が年金業務に在籍していたのは、平成8年の一年間だけです。その当時には考えられなかった問題が数年後発生し、ただただ自分でも驚き、今までのずさんな事務処理を目の当たりにしました。一人一人の記録が正確に管理されていないということは、決してあってはならない事です。 その問題が存在することを知ったのは、マスコミ等で騒ぎ出された時でした。	とにかく、国民の皆様に信頼回復をしてもらうことを第一に考え、日々の業務を迅速的確に処理をしていきます。国民の皆様の目線にたって物事を考えられる職員を心掛けていきたいです。
9637	地方庁	その他(社会保険事務所)		まずは、依頼があった期間照会と再裁定処理をおこなう。個人が確定していない年金番号については、期限を区切り再調査をおこなう。紙台帳との突合については、件数や効果を把握できていません。	基礎年金番号に未統合である年金番号は、年金請求の際に確認をおこなうことにより最終的には統合される認識でした。受給者の中にもたくさんの未統合の記録があることがわかり、急ぎ確認をおこない年金額に反映させる必要があると思った。	年金記録問題についての状況を正確にはっきりと伝え、必要以上に不安を煽らないようにするべきであったと思う。事務所窓口では、通常業務があるなか協力して対応できたと思う。
9638	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	これまで以上に、国民1人1人に対し時間をかけても細かな対応を行うほかないと考えます。	統合されていない番号が5千万件もあると思わなかった、処理するのに相当時間がかかると思いました。 報道になってはっきりと知ったと思います。	基礎年金番号導入時に想定されたことではないかと思います、徹底した方策をとらなかったことだと思います。
9639	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	年金記録問題については、これだけ騒がれているので国民の皆様には、充分とはいえないかもしれませんが周知されていると思います。あとは、対応する側の早急な事務処理だと思います。身分も変わり、勤務内容等変わってしまうことばかりですが、処理期限を明確にし、早急にそして確実に処理していくことが必要だと思います。	年金記録問題の存在については、報道により知りました。 認識としては、それまでは、年金請求はご本人から申請があってはじめて審査されるものでした。そして、年金請求のため窓口等に来た場合は、必ずご本人に旧姓、職歴等を確認の上事務処理を進めていました。よって、なぜこんなにも未統合の記録があるのだろう・・・と思いました。	現在、年金の裁定審査・業務に携わっておりますが、あたりまえのことですが、旧姓、職歴の確認は必ずしております。そして、氏名索引により未統合の記録がある場合も、必ずご本人への確認をしております。 反省点としては、基礎年金番号導入のときに、年金制度についての説明不足、公報不足ではないかと考えます。また、国民の側も年金に対する関心が薄かったためではないでしょうか。 年金請求者に対しては、窓口へこられた場合は、たとえ時間がかかったとしても聴取すべきことは必ずおこない、正確でより丁寧な対応に心がけ、事務処理を行うべきだと思います。
9640	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		現在示されている対応策を確実に実施することが必要と考えます。 また、年金記録問題の解消を図るべく各種対応を速やかに実施することも必要ですが、拙速な結果となることも当然避けなければなりません。 作業計画の立案に当たっては、その点も考慮する必要があるものと考えます。	年金制度に対する信頼の根幹に関わる問題と認識しています。 そのような問題でありながら、正直なところ、マスコミ報道を通じて知ることが少なくなかったと思います。	未統合記録等に係る現在行っている各種対応(旧台帳、旧姓、名寄せ等)について、年金記録問題として社会問題となる前に社会保険庁として自発的かつ計画的に実施できなかったことは、いうまでもなく最大の反省点と考えます。 また、未統合記録の問題と、紙台帳記録の不完全なオンライン収録の問題とが同一的に「消えた年金記録」とされてしまったこと、これに対する社会保険庁の説明が不十分であったことから、年金制度に対する国民の不信感が大きく情長してしまったことは非常に残念でしかたがない。
9641	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	基本的にはお客様の記憶が頼りとなっている感は否めないため、古い記録については記憶があいまいで回答が得られないケースが多いのが実態だと思います。少しでもお客様の記憶を呼び起こしてもらうためのヒントとして、名寄せ対象者には「何年頃、このような業種で勤めてたことはありませんか」といったより具体的な内容の文書を送付すれば、回答率も少しは違ってくるのではないかと思います。	年金給付課在籍時に年金給付裁定請求書の審査時において同姓同名の別記録が存在していた時には、基本的に全て本人へ電話照会をしていました。ただし、本人が勤めていたことがないといった回答であれば、たとえこちらが限りなく本人のものであろうと思っていても統合処理はできませんでした。そのような対応を当時行っていても現在においてはWM記録上に確認した結果までは残っていませんので、いつか、また同じような照会をしなければいけないことになるのでは	年金番号は一生を通じて同じ番号を使うという周知が不足していたのではないかと思います。健康保険や国民年金の取得処理時に年金番号の確認を徹底していなかったことも原因としてあげられると思います。
9642	地方庁	その他(本庁)	平成17年に入庁したこともあり、そのような問題については特に存じません。	税・社会保障等を総合的に取り扱う行政組織を設置することを通じて、各制度間において、窓口及び手続きの一本化・情報の共有化・審査基準(扶養親族認定基準等)の統一等を行うとよいと思います。	事務手続きの複雑さから起きた年金記録の収録漏れの問題と認識していました。 問題の存在については、入庁前後の頃(平成17年頃)に新聞やテレビ等で知りました。	当時、社会保険事務所の業務課(健康保険・厚生年金適用)に配属されていましたが、その際には、算定基礎届の審査会場等で資格取得届等の提出漏れがわかった際には事業主に対して届出を促す等の対応を行っていました。 制度上の反省点としては、複数の制度の分立及び届出様式の多さのために被保険者や事業主にとってわかりづらいものとなっていたことが挙げられると思います。また、税、住基、雇用保険等の情報との連携が不足していたと思います。
9643	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません		年金番号が多数あるということに対しては、以前から何らかの問題があるのではないかと思っていましたが、実際に問題がある事例を見たのは、記録問題が公になる少し前です。 国民の皆様の個人情報、また生活にも結びついていくことですので、記録の誤りはあってはならないことだと思います。	年金番号が複数付番されていたこと、手作業から機械移行時の細心の注意、納付率をあげるためのノルマを課せられたことなどが、年金記録問題に発展していると考えます。また、職員の個人情報を扱っているという意識も低かったのではないかと思います。
9644	地方庁	その他(社会保険事務局)				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9645	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		年金給付業務に携わったとき、裁定のための記録調査の際に不備記録が存在することは認識していました。 今ではなく、いつか・・・訂正の必要があると思っていました。	裁定者にかかわる記録であれば、不備記録の調査や記録補正を行って適正な裁定を心がけていました。しかし、調査の結果、裁定者には関係なく別人の記録であった場合は、補正等を行うことなく、不備記録のまま残存しておきました。いつか、本人が年金裁定等の際、申出てくることがあるはずとの理由でした。また、本人が申出ない記録は調査しないのがルールでした。 ただ、今思えば、確認できる生年月日で既裁定者であることは予想できましたので、今後本人が来所しない確率が高かったかもしれないと思います。 そもそも、不備記録や基礎年金番号に未登録の手帳番号は、本人が過去に何度が確認できる機会を逃し、また私たち職員も専門の立場から完全に業務を実施していない部分があることから発生したものと想定されます。 基礎年金番号導入時に未回答であった手帳番号の徹底調査、年金裁定の際の徹底した記録調査、その都度判明した不備記録の調査が甘かったと思います。いつか・・と思い、後回しにしがちな不備記録も判明時点で調査対象記録として記録整備していく必要があると思います。 国民も無関心であった自分の年金に対しても、本人が記録把握できる機会を適度にもうけ、自分の記録としての意識も必要であるという制度周知も足りなかったと思います。
9646	地方庁	その他(社会保険事務局)				
9647	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません。	今後計画されている紙台帳等の突合を着実に実施していく。	年金請求は本人の申請による取り扱いしていることから、請求時に氏名及び職歴の確認を行うことにより、記録漏れ等はないものと認識していた。 19年の年金記録問題が大きく取り上げられたとき。	正確な記録整備が必要である。 機械化以前の記録について、機械化と同時に記録の整備を行い、一括管理行うべきだった。 年金制度の周知不足(事業所担当者等への説明会は行っているが、被保険者本人へ伝わっていない。本人の記録管理の広報等)
9648	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません	年金に結びついていない記録の多くは、旧台帳にかかるものなので、まずは、旧台帳を全国で画像として見れるようにするとか、カセットを全て開いてオンラインに載せれば、多くの記録を年金の給付に結びつけられると思う。	基礎年金番号に結びついていない、手番のままの記録が存在しているのは認識していた。日常的な仕事の中で知っていた。	国民年金担当の時は、被保険者が市町村に国年の加入などの手続きに行ったときに、統合されていない手番(厚年手番、国年の他の手番)があることが分かるような時は、市町村からの進達リストに手番を記載してもらい、統合処理をしていた。 また、健保、厚年の適用の業務を行なっていた時は、取得届に添付された年金手帳に記載されている手番記録がある場合は、統合処理を行なっていた。
9649	本庁	その他(本庁)	知りません。	1件1件片付ける。かつ迅速に。	消えた年金と世間で騒がれはじめた頃。 過去の年金記録の管理や裁定時の加入歴の確認が不充分であったことなど、受身で仕事をするような俗に言われる公務員気質で仕事をしてきたことが発端と思われる	自分が行っている仕事に対する責任の重さを考えて仕事を行う。 ひとりひとりが意識を変えて仕事をしていくことが必要。 また、年金記録問題により、年金制度の初歩的なことも知れ渡っていないため、自分がどのような年金制度に加入していたかもわからず、曖昧な記憶で不安を掻き立ててしまったところもあるので、年金という制度を広く知ってもらい、加入者と国が一体になって年金記録を管理できるように変えていくことも必要と思われる。
9650	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		転職時、前の会社と今度の会社の間が加入漏れになったりするので、今度の会社に入ったときこれまでの記録を確認いただくための資料の提供といったことも必要と思います。	報道で知りましたが、払ったのに払っていないことになっているというのはあってはならないことと認識しています。	記録が回復できるよう対応しようとした。 被保険者との間に距離があったことに原因があると思います。
9651	本庁	その他(本庁)		多少時間がかかっても、お客様一人一人の年金記録を正確に調査する。	過去の年金記録の管理の仕方の悪さにより、資料不足で調査が、困難なため、お客様の記録がみつからない。平成16年頃。	お客様の話をよく聞いて、調査していました。年金記録は、お客様個人の大切な記録であることを認識して、お客様にも役所任せでなく、自分の記録にもっと関心を持っていただいて納得のいく調査をすべきでした。
9652	地方庁	社会保険事務所課長級以上	一部の職員に仕事が集中	人の数ではなく質が重要。	過去の問題だが、整理すべき問題である。問題は昔から存在していた。 今に始まったことではなく、日々の業務で解決していたことである。	国民の年金であるから、業務が膨大になり労働時間が増えても、自分たちの使命として受け止め行動した。 制度開始時から年金記録を完全にすべく、費用と労力をかけるべきであった。
9653	地方庁	その他(社会保険事務所)			厚生年金については、勤務したはずの事業所の記録が裁定請求時などに、 見つからない問題。10年ほど前に確認。 国民年金については保険料を納付し、領収書もあるのに納付記録が入ってない問題。約5年前に確認。	窓口にて本人より詳しく勤務先等の聞き取りを行い、事務に精通した職員に検索方法を聞きながら未登録の手番がないか確認を行った。国年記録については領収書を確認し、本人に謝罪した上で速やかに記録の訂正を行った。 現在のような基礎年金番号の仕組みがなく、勤務先を変わるたびに新しい年金手帳を作成したりという制度上の記録管理のまずさ、市町村との連絡がうまくいっていなかったことが反省点として挙げられると思う。
9654	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		①年金記録問題は、国民に関心がなかったことも事実であるが、自分も含めてこれまでの社会保険庁の管理・業務処理体制に問題があったと考える。 ②私が年金給付業務を担当(平成14年4月～17年3月)していた時もそうでしたが、以前から現場では年金裁定時に未統合記録を基礎年金番号へ統合すればよいというのが慣例であったのではないでしょうか。 私自身、年金裁定時では請求者ご本人の記憶も曖昧であり問題があると思っていましたが、上部機関へ意見を反映していなかったことも事実です。	①旧台帳等からオンライン化した際の入力点検が不十分であったこと。新規の年金番号を払い出す際の調査・確認が不十分であったこと。平成9年に基礎年金番号がスタートして以降、基礎年金番号への統合を徹底しなかったことが大きな要因であると考える。 ②私が年金給付業務の担当をしていた時は、入念に名寄せ等を行うと共に請求者ご本人に対して聞き取りを行い未統合記録の発見に努めていました。 なお、担当者の知識や経験により差異があったと認識しております。 ③既に亡くなられている方もおり、宙に浮いた年金をゼロにすることは現実的に困難であると考えます。何年要するか計り知れませんが、OB職員も含めて知識・経験のある者による人海戦術により、限りなくゼロに近づける方法しかないと思います。 ④個人的な意見として、特別便も定期便もそうですが、年金受給者に係る分が一定程度整理ついてから現役世代に通知した方が、国民の混乱も少なかったことと思います。
9655	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	年金記録問題のこれまでの取組と今後の道筋に示されている基本方針、及び今後の取組を着実に実施していくこと、並びに進捗管理していくことが必要と考えます、また、本人への年金記録等の確認方法等をよりよいものにしていくことが必要と考えます。	紙台帳からオンライン化への切替時の不備や基礎年金番号制導入時の不備などにより、ご本人の記録に統合されていない年金記録があり、年金に結びつかないものや年金額が少なく決定されているものがあるなどの問題点があると認識しています。以前は、年金記録の不備があれば年金裁定時にそれぞれご本人の記録がきちんと確認・整備がされるものと認識していました。基礎年金番号に統合されていない年金記録が全国で5000万件もあることを知ったのは19年の春頃だったと思います。	事務局及び事務所の全職員が年金記録問題を最優先と位置づけて、全所体制で対応してきましたし、そのような体制作りやそれぞれ必要な課所への応援を行ってきました。現時点での反省点としては、年金記録については保管期間が長いことや記録数が多く大変であったとしても、紙台帳からオンライン化への切替や基礎年金番号制導入時の作業を確実に実施する必要があったと思われることと、現在行われている「ねんきん定期便」等により、もっと早くから本人への確認を取組む必要があったと思います。
9656	地方庁	その他(社会保険事務局)	無	不明	オンラインシステムが導入される前の処理については詳しくわかりませんが、オンラインシステムに過去の記録を切り替えする際に正確に処理しておけば事故がもっと防げたのではないかと思います。	年金審査係に在籍していましたのでこれから裁定する年金について事故防止に努めた。
9657	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に思い当たりません。	どういう状況になれば問題が解決したといえるのかが判りませんが、、5000万件の未統合記録問題の場合、全ての記録の持ち主が判明したときとされるのであれば、解決は無理だと思います。 極力記録の持ち主を特定するためには、特別便の未回答の方より回答をもらう事が重要であるわけですので、マスコミから未回答者に対して回答を出して頂けるような大々的なキャンペーンを	初めて業務課に配属になり、健保・厚年の適用関係業務に携わっていたときに、記号番号重複取消届の処理も行っていたので、1人の者が複数の番号を持っている場合があるとの認識はありました。 当時、事務所全体として各種説明会、講習会等における説明・注意喚起や、年金請求時の記録確認等、機会あるごとに対応していたと記憶しています。	当時の対応の範囲内での対応を行っていたと記憶しています。 19年に記録問題が大きな問題となった以降、本人記録の特定の為の対応が示され、行ってきたところですが、ご本人への記録の確認の協力依頼(特別便等)については、1人に複数回届く事例(苦情を頂いている事例あり)もあり、事前の準備が不足していた様に感じます。
9658	地方庁	社会保険事務所課長級以上			①厚生年金の転勤・転職による空白期間②脱退手当金の支給の有無③国民年金の未納の有無の記録問題は、当所の記録を調べて記録が正しければ、お客様ご自身で訂正の書類をそろえてもらうものであると教えられました。存在することは10年以上前です。	当所の記録を調べて記録が訂正される方はほとんどなく、お客様ご自身で書類をそろえてもらうように依頼しました。当時、記録を訂正する場合は、納付した記録等確認できる書類が必要であり、書類を紛失している方も多く対応に苦慮しました。 未納期間をお客様ご自身で証明するしかなかったところです。
9659	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない	真摯に対応していく	問題として世間に取りざたされるまで知らなかった	現在従事している業務を例にあげると、オンライン移行時の手抜き作業のため、国民年金納付データ散逸が甚だしく、作業の障害になっており、当時きちんとデータ移行されていないことが悔
9660	地方庁	その他(社会保険事務局)			平成14年4月に採用されて厚生年金の記録照会担当になりました。 そのとき、基礎年金番号や手帳番号に収録されていない記録があることを知りました。	1件1件、記録がないか丁寧に探しました。 時には本人に問い合わせ新姓・旧姓以外の名前(ペンネーム等)を聞き記録を発見したこともあります。 1件に対して大変時間を要するので2～3年で解決を急ぐと調査が雑になってしまうのではない
9661	本庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にない	誠実に誠意を持ち対応するしかないが、なにせ人が足りない。 全ての情報を正確にデータ化しキメ細やかに対応するしかない。 若しくは政治解決	個人の人生設計に関わる大きな問題ではあるが、致し方ない部分もあるとは思っている。(現場職員は相当苦労下と思う。法律はあるが、人と人との信頼関係もある・・・。) 10年以上も前から、偽装企業などの報道はされており、本来適用されるべき会社が適用されていなかったり、役員の報酬に事実と違う誤りがあるのは知っていた。しかしながら、従業員の報酬などにも手を加えているという事実は個々最近の大きな報道で知った。 不正免除なんかも報道にて知ったのが事実。	部署が部署だけに特に個別に対応と言うのはないが、将来のシステムの中でどのように記録を正確に管理し、また不正に対しての防御策や監視など、新システムにて実現すべきことを地道に進めてはいる。 反省点としては、認識が甘かったことである。良かれと思いやったことは世間一般からは非難を浴びるだけで逆効果。とにかく認識不足であったことは事実。 その辺の教育を徹底して行ったり、マルサのような専門部隊とか、きちんと割り切れる組織として適材適所に人材を配置すべきであったのでは。
9662	地方庁	その他(社会保険事務所)			これほどの数とは思っていなかったが、在籍して3ヶ月くらい(約6年前)で年金受給に結びついていない記録があることは知っていた。納めた年金がもらえないのはあってはならないとは思いながらも、確認がとれないことにはどうしようもないので、ねんきん特別便等の取組みが始まるまではやむなく放置していた。	組織としての方針が示されてからは、解決に向けて窓口応対や調査など積極的に取り組んでいる。これまでのように地道な作業が必要であるので、もっと人員の確保が必要であると考える。
9663	地方庁	その他(社会保険事務局)				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9664	地方庁	社会保険事務所課長級以上	第三者委員会等で夫婦のうち片方が納付していれば、夫婦ともども納付していたと推認しているが、現在でも二人分は払えないから夫の分だけ払うとか、妻は免除して夫の分だけ払うとか、夫は300月に達しているから「あなたの分は払わない」と窓口で夫に言い放つ妻もいる。	性善説をとり、夫婦ともども納付していたと申し出をされれば、納付を認めざるを得ない。	WMに収納されている記録が、紙台帳と相違があるとは夢にも思わなかった。WM上の記録を信じて、年金裁定もおこなっていた。 年金記録問題が発覚して初めて、そのような問題があることを知った。 宙に浮いている5千万件の手番も年金請求をするときに、ある程度統合できるものと思っていた。ただ、年金請求時に職歴を思い出せずに統合できなかった手番もあった。 宙に浮く手番があること知ったのは、平成15年4月に年金給付課に配属になった時である。	紙台帳から磁気媒体への移管の作業の段階で、民間のパンチャーに任せ切りであったから、このような紙台帳との相違が生まれたものであると推測される。 入力後の照合作業を職員で入念に相互チェックすべきだったのではないか。 手番が判明した時点で統合すべきであった。実際年金請求するときには、30年、40年と時間が過ぎており、請求者も自分の職歴を思い出せず、統合できない手番も多々あった。請求者も面倒くさがり、1，2ヶ月の厚年記録はいらないという風潮があった。 当時は、本人が事業所名を言わなければ統合できないという縛りがあったためであり、早くこの縛りをなくすべきであった。
9665	地方庁	社会保険事務所課長級以上		早期解決に向け、年金記録の知識があるOB(けんぽ協会、厚生局等の旧職員)・現職が一体となり、全力で取り組む必要があると思います。その際、国年、厚年(脱手含む)、船保の旧会計別に集約し、高齢の方から年代別に処理する方法や、払出簿順に処理する方法が考えられます。 なお、平常業務と「年金記録問題」を平行しての事務処理は厳しいため、それぞれ特化する必要	年金記録問題が表面化したとき、この問題の存在を知りました。基礎年金番号が導入されたことにより、ある程度、統合処理がされていたと思っていました。地方庁には、進捗状況の情報もなく、件数の多さに驚きました。	早期解決のため、全所体制として取り組みました。その際、過去の情報が必要なため、先輩の指導を仰ぎながら対応してきました。世代別の方が効果的に事務処理できたような気待ちもあります。また、公的年金制度の広報の重要性も認識させられました。
9666	本庁	その他(本庁)		年金の手続きが「申請」主義である以上、今までの対応どおり、記録に結び付きそうな方、お一人お一人に問い合わせて申請していただくしかないと思います。そのためには、年金制度等についてのさらに詳しく、広い広報と、この問題に対応する人員を増やすことが必要と考えます。	社会保険庁だけでは無く、厚労省、国として、国民に対する大きな信頼を失った重大な問題だと認識しています。この問題を知ったのは、マスコミ等から報道が出始めた平成18～19年頃です。	年金問題解決が何より優先事項となり、受付整理、窓口相談、年金調査票の作成、整理。記録訂正統合処理、第三者委員会受付事務処理等本来の仕事よりも優先して記録問題に対応しました。反省点については今までの年金申請受付について入念な調査を行ってこなかったこと。また、年金制度について一般の方たちにあまり広報してこなかったため、申請者もよく分からないまま手続きをしてきてしまったことが反省として挙げられると思います。
9667	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていない問題は特にしりません。	現時点というより、以前もこれからもないと思われますが、1件1件、丁寧にかつ迅速に調査、回答、裁定していくことが大切だと考えます。 問題とは、問題自体とは別に国民の信頼を失ったことも大きな問題であり、信頼回復に向けて、できることを当たり前にすることを続けることが、大切ではないかと考えています。	私自身、この要中に来たのが、平成21年2月でして、その時にはすでに世間では大きく取り上げられる状態でした。問題自体を知ったのは平成20年の夏前頃に新聞等で知りました。 認識としては、新聞、テレビからの情報しか2月以前はなかった為、年金の記録が消え、受給できなくなる人が出るという認識(情報)しかありませんでした。	現在、特別便の対応をしており、自分でできる限り丁寧かつ迅速な調査をしようと心がけて対応してまいりました。 テレビ等で放送されていた「消えた・・・」という表現からの想像とは違い、しっかり調査すれば、ご本人様に結びつくものも沢山あり、想像とは違いました。 ただ、以前のテレビでの放送より感じたものを、お客様も感じられていると思われ、これからも、しっかり対応するべきだと思います。 問題の反省点としては、特別便の発送当時と、現在では、対応方法が違ったりという変化が多く、対応する方も、特別便を出されたお客様にとっても、いい変化ばかりではなかったのではないかと思います。(私自身が動き出してからはこの変化を感じることはなかったのですが、上司の
9668	本庁	その他(本庁)	問題があるとは知らない。記録問題等の対応から、問題が有り得るか考えたが、問題が思い浮かばない。	基本的には、人海戦術で一件一件記録を統合していくしかなく、時間が掛かってしまうが、この方法以外に問題が一気に解決する方策は無いと考えている。	年金制度の信頼回復の為にも早く記録問題を解消出来るように努力をしなければならないと考えている。 庶務課・徴収課だったのでマスコミで報道されるまで、具体的な事は知らなかった。	自身で出来る範囲で出来るだけ努力し、夜間・休日対応にも積極的に参加した。 基礎年金番号をもっと早くから導入していれば、記録漏れによる問題が起きなかったと思う。
9669	本庁	その他(本庁)	ありません。	記録調査を担当する人員を増やし、1件1件丁寧に調査を行い記録の発見に努めることが必要と思います。また、記録が新たに発見された場合には早急にお支払いすることも必要だと思います。	当初は人間のすることなので、1件や2件は間違いもあるだろうと思っていました。しかし、日がたつにつれ件数も想像以上のものとなり、年金制度自体の信用にもかかわる重大な問題であり、解決するには時間もかかるが最優先で取り組まなければならないことであると認識しました。 テレビや新聞で取り上げられるようになったころです。	通常の業務を行いながら、記録調査の日を決めその日は集中的に記録調査にあたっていました。 記録の管理方法自体に問題があったと思います。
9670	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし。	現在の取組の充実・強化。	年金裁定時にご本人の申出に基づき調査・解決すべき問題との認識。 ただし、保険料の横領等は厳正に処分すべき。	申請主義にあぐらをかき、積極的な情報提供を怠っていたことが反省点。
9671	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	年金受給者の場合、記録調査の申出を受けてから回答(再裁定)までの処理時間が長すぎると考えます。 ねんきん特別便、ねんきん定期便、黄色便、フォローアップ照会等々、記録確認に対するアプローチはさまざま有りますが、どこでどのような相談(文書受付)をされているのかわかりにくい。全国どこでも、その方がどのような相談等をされたか分かる仕組みがあればと思います。処理スピードの向上にもつながると思います。	社会保障制度の根幹である、年金制度に対する制度不安の増大。	お客様に対し、誠心誠意ご説明しご理解いただいた。 昔の記録管理方法等にかかる知識不足。
9672	本庁	その他(本庁)	特になし	解決にあたり、新たな誤処理を防ぐためにも、途中から採用された者には、きちんと研修をしていただきたい。 現在、派遣社員にはしっかりした研修制度があるが、任期付職員はOJTでの研修のみなので、現場の職員にも負担がかかっている。 現在就業している任期付職員に対しても、研修は必要と思います。 短期間でもきちんとした研修をした上で、実務に携わった方が良いと思います。	あってはならない問題と思いました。 採用される前に、ニュースで知りました。	1件でも多く、正確に処理しようと思いました。
9673	地方庁	その他(社会保険事務所)	ないです。	特になし。	マスコミで騒がれるようになってからです。	基礎年金番号導入時以降に調査整理をすべきだったのではないか。
9674	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	国民年金の免除問題等で国民の信頼を失いつつあるなかで発生した大変重大な問題と認識していた。 テレビ等で報道され始めた頃知った。	窓口や電話において、迅速な対応、分かりやすい説明を行い、できるだけ納得していただき、少しでも信頼回復につながるよう心がけ対応している。 手番を基礎番へ統合する周知を十分に行ってなかったこと。
9675	本庁	その他(本庁)	存じません。	記録の解明の困難なものについては、地方自治体の協力も得て解決できるものはしていく。 記録の統合されたものについては、できる限り迅速にお支払いできるようにする。	最初は記録の改ざん等の問題しか知らなかった。 持ち主の不明な記録が大量に存在すること等を知ったのは、一昨年、マスコミで話題になってから。	一昨年はまだ補佐員で、自分の職務を遂行することで精一杯だった。 現時点で考えることは、日常の業務を行う上で、常に一般国民の立場の 視点も忘れないようにするということ。
9676	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	まずは、現在、申出のある記録照会を最優先で早期に整理すること、ただ、その中で記録が判明しない方も多くいることから、問題解決にはつながらないと考えます。したがって、新たな年金制度を構築していく必要があると思います。	社会保険の職員として、非常に恥ずべき問題であり、自分なりに誇りをもって仕事を行っていただけに残念であった。 業務を行っていく中で、問題のある記録等は目にしてきたことはあるが、年金記録問題として認識したのは、新聞報道等であり、平成19年4～5月頃ではなかったかと思います。	過去の事務処理に係ることとはいえ、社会保険職員として問題解決に向け積極的に取組み、事務所に来訪いただいたお客様にも謝罪し、できる限りの対応をしてきたつもりです。 業務を委託していた市町村やわれわれ社会保険職員が将来の年金に結びつく大変重要な記録であることの認識に欠けていたと同時に、国民に対する制度周知不足や組織内における職員の知識不足(教育問題)やチェック機能の不備あった。またこの当初、この問題に対し事業も平行して行うなど、最優先問題として、取組みにも疑問がありました。
9677	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知りません。	統一的で変更がなく、詳細かつ明確な方針を定め、それに基づいてマニュアルを作成し、これらに基づいて対処する方策が良いと思います。	年金記録問題とは、誰のものでもない手帳番号が存在するという問題だと思っています。 これらの手帳番号は、年金請求時に確認、統合ができると思っていたので、問題として認識したのはマスコミに取り上げられてからです。	年金相談、もしくは国民年金の窓口ででも、できるだけお客様の手帳番号を確認して統合できるように心がけました。 基礎年金番号以外の手帳番号が存在した時点で、誰のものか早急に特定するべきだったと思います。そのままにして、組織としてこの問題に、切実に対応しなかったのが問題だと思います。
9678	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	未回答者に対しては、再度お知らせを出し、最終的には戸別訪問を行う必要があると思います。	・特に問題意識はありませんでした。 ・記録問題が報道されてからです。	・ねんきん特別便が送付されたとき事務所の次長でしたが、それぞれ丁寧に説明し聴き取りを行い対応しました。 ・新規加入時の対応として、国民年金は市町村の担当窓口、厚生年金保険は各事業所の事務担当者において年金記号番号について、十分聴き取りを行い取得届を作成すべきであった思います。重複整理が必要なケースは、責任をもって担当者が対応すべきであったと思います。
9679	本庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	職員一人一人が解決に向けて地道に取り組んでいくことが必要	紙台帳から機械に登録がいい加減にされていたことによるものが大きいと思う。 事務所で年金給付課をしたときに統合されていない手番が多いと感じた。そのときには、ここまで大きい問題とはおもわなかったが、こういうことがあるのではないかと思った。	統合されていない手番については、できる限り本人に確認した。 紙台帳の記録が機械にきちんと反映されなかったことが一番の反省点だと思う。
9680	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	特にありません。	平成9年の基礎年金番号導入時において、共済組合との情報の共有(提供)、複数の年金番号所持者の対応及び広報等の徹底がなされなかった時点で、未統合記録が出るという思いはありましたが、裁定請求時に確認していけば良いという思いでいました。 平成19年に年金記録問題として大きくクローズアップされた時点で、社会保険庁(社会保険事務所)のこれまで行ってきた年金記録の管理において齟齬がでてきたことを強く認識するに至り、昭和29年の厚生年金法の全面改正が行われた時点で、その後の日本の産業構造や就労状況の変化、電子機器の発達等の大きな変化を見越した制度設計ができなかったことや、社会保険庁(社会保険事務所)に勤務する我々職員自身にも記録の管理の重要性という認識が希薄ではなかったのではと思います。	「旧台帳がオンラインシステムに収録されていない」、「オンラインシステム上の記録が正確に入力されていない」、「保険料納付記録が台帳等に正確に記録されていない」、「基礎年金番号導入後の過去記録整備も不十分」、「各共済組合からの情報提供も不十分」など、転記ミスや入力ミスによるデーターの正確性の問題、手帳番号の同一人への複数払出し、年金制度の周知不足(国民自身の認識も希薄であったと思われる)及び、年金法改正等取扱いが変更された時点で、一貫した統一処理が必ずしも行われていなかった(その場的な事務処理)ことや、裁定時主義(裁定請求時に確認すれば足りるという思い)が反省点ではと思います。
9681	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金記録問題解決を最優先として、人力を注いで対応することだと思います。	以前は、未統合の本人記録については、年金裁定請求時にすべて確認されるものと認識しておりましたので、テレビ等で「年金記録問題」として取り上げれるまでは、このような大きな問題が存在するとは、わかりませんでした。 現在、年金裁定をする部署にいますが、再裁定や遡及請求の多さに、驚きまた、社会保険庁の記録管理のずさんさを肌で感じています。	年金加入記録は、お客様に納入していただいた保険料に基づき、つづられるものですが、「お客様へに納入していただいた保険料」の意思か欠落していたために、記録管理がこのようにずさんになってしまったのだと思います。 いろいろな、問題が明るみにされてきた中で、「お客様」を意識する意識改革がされてきましたが、昔からこのような意識を持っていれば、このような事態にはならなかったと思います。
9682	地方庁	その他(社会保険事務局)	承知していません	妙案はおもいつきませんが、ねんきん定期便の対応を着実に行っていくことが重要と考えます	・老後の生活に関わる重要な問題だと思いました ・公表されてから	・ねんきん特別便窓口や電話での問い合わせに対し誠心誠意応対しました ・問題が発生したときは、後回しにしないで対処することが重要と考えます
9683	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	今以上は特にありません。	中に浮いた記録については、様々な記録のお知らせを行なってきており、これ以上の特定者へのお知らせは無理と思います。 残念ながら今のところ思い浮かびません。	昭和63年ごろ、一人が複数の年金番号を持っているといいう認識はありました。	ただ生存している限りはいつかは、(請求までに)統合されるものという認識でしかなかった。 受身ではいけなかったということでしょう。 もっと、早く「基礎年金番号」というものを実現すれば良かったのだと思います。
9684	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じ上げません。	現時点ででき得る限りの記録の是正と、再発防止のために適正な事務処理と記録管理の徹底	年金記録問題が存在することは入庁以前に報道にて知りました。 早急に解決すべきものと思っています。	反省点は様々上げられると思いますが、制度改変に対する徹底した対応が不足していたことが一つあげられると思います。それと職員の記録管理に対する意識も不足していた？
9685	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	年金記録調査の専門部署を設置し、集中的に対応する必要があると思われる。	国民年金の場合、平成19年度から提出されている年金記録照会申出書のなかで、年金手帳に後認されていたり領収書を所持しているにもかかわらず、マイクロや市区町村保有の名簿により納付の確認が出来ない事例が見受けられたことから、記録漏れを認識した。	社会保険事務所で保管している資料や区市町村保管の名簿等から詳細に調査を実施してきた。国民年金の場合、市区町村に事務を委任していたことによる報告漏れ、また機械化されていなかったことによる登録漏れが主たる要因と考えられる。これは、既に機械化され、収納業務は社会保険庁で行っていることから記録もれは発生しにくいと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9686	地方庁	その他(社会保険事務局)		照会と確認を確実に行う	日常の業務におわれ、問題であるという認識は薄かったかも知れない。存在をしったというよりも、確実に認識したのはやはり、とりだたされてからかもしれない	(7)に同じ
9687	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません	今まで、各取組を同時進行で行い、最後に統台帳の突合が行われようとしている、ねんきん特別便及び定期便を送付し、回答をいただき、調査済みの方が多数ある中、果たして統台帳の全件突合せが必要なことであるか疑問である。第三者委員会案件等で記録補正が行われたものを再度訂正してしまう恐れがあるなど不安が残る。今となっては致し方ないことかもわかりませんが、時間を掛けてでも、正確な記録が管理できるよう、じっくり順を追って有効な調査を行うべきでは	確かに、社会保険庁側の誤りで記録が正確で無い部分もあるとは考えますが、精一杯業務にあたってきた自信はあります。事業所側、被保険者側のいろいろな原因も多々あると考えます。問題の認識については、平成19年5月の報道で知りました。	お客様に対し、精一杯のご説明をさせていただき、理解を求め、問題を真摯に受け止め、現在まで対応を行ってまいりました。問題として取り上げられた案件毎に、同時進行で、全て緊急対応を行い、たとえば統台帳突合せのような、記録整備を行わず、何度も再裁定を行なうことになったり現在でも整理が出来ていない部分が多く見うけられる。当時の政情等から、不可能であったことは理解しますが、まずは記録整備を行い、対応の準備を行ってから、本人通知を行うべきで
9688	本庁	その他(本庁)	無い	現状維持。現在も申し立てにそって1件1件記録を調査、回答をしてると思うが、このように地道に記録を突合していくしかないと思います。	年金手帳や年金番号を複数所持している人を見かけることはあったが当時はなぜ？と疑問には思っていたが年金請求の際、本人に記録確認をしたうえで裁定していたので問題としてはとらていなかった。問題と意識するようになったのは報道等がされるようになってから。	記録を確認する際、本人の申し立てを詳細に聞き取りまた、氏名の読み方もいろいろ読み替えて確認を進めた。 反省点としては過去に年金番号を複数払い出していた点がこのような状況になってしまった大きな原因の一つだと考えていますので、年金番号を払い出すときは、ちょっとでも同一人物が存在している可能性がある場合はさらなる確認が必要だと思います。あわせて最初に交付した年金番号は一生涯使い続けるということを全ての方たちに周知が必要だと考えます。
9689	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	地道な作業ですが1件1件を確認していくほかないと考えています。 しかしながら現在のところ照会があってから旧台帳の確認を要したり(カセット記録)ご照会を頂いてから回答までに多くの時間がかかります。特に船員保険に到っては番号の有無すらすぐにはわからない事や船舶所有者の記号の特定も難しい状態で調査支援のツールが虚弱であると思われます。 お客様の照会を待つ状態ではなく持っている記録を統台帳からデータに切り替える作業を行う事が急がれると思います。それにより記録判明で回答に到る時間が少しでも少なくなればサービス	問題についての認識は報道などで大きく取り上げられてから知ることになりました。それまではWMに収録されている記録は正しいものと信じて相談業務などにあたっていたので正直なところショックが大きかったです。今まで相談されたお客様で正しく記録が入っていない方だとすれば、年金額や受給権発生時期でご迷惑をおかけしている可能性が高いからです。	ねんきん特別便が始まり、全国を挙げて取り組みを行うなかで、微力ではありますが調査を行い記録問題に取り組みました。しかしながら(7)で挙げましたように1件1件地道に確認を進める以外に方法がないと思われます。現在は人員の配置も数をさいて頂いておりますが初期の頃の取り組みが人数の関係もありうまくいかなかったのではないかということが最大の反省点として挙げられると思います。
9690	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にしりません。	問題の解決には政治的判断も必要ではと考えますが、よくわかりません。 職員のできることは相談者に対して真摯に対応をすることだと思います。	問題が公になるまで特に認識していませんでした。ただ問題が広くマスコミ等でとりあげられるようになってからは、職場にかかわるたいへんな問題だとおもいました。	問題意識をもっても個人としてできることは個々のお客様に親身に対応することしかできません。 反省点としては過去の番号払い出しの時に手機待参しなければ新番を付番するような、安易な考えがよくなかったのではないでしょうか。 この記録問題がマスコミでさわがれるようになっても一部特定の職員にみられる恒常的な病気休暇の取得が続き、このような体質が新しい組織に引き継がれないことを願っています。
9691	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	年金記録の判明による年金の再裁定処理が長くかかっており、高齢の年金受給者をお待たせして迷惑をかけていると思います。 再裁定処理をさらに早く行っていくことが必要と思います。	年金記録問題については、ニュースや新聞で知ったところです。 過去の記録で結びつけるのが困難な記録があることは、仕事を始めて記録調査(FAX照会)の作業をしていた時から知っていました。	記録調査等を行っている際に、その都度担当の事務所に照会をかけて時間を要して回答していたので、データベース化されれば、迅速に回答が出来ると考えていました。ただ、全体の問題であるので、自分で何か対応できると思って進んで対応してはいなかったと思います。その点については反省すべきところだと考えます。
9692	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	無理かもしれませんが、記録をオープンにして本人確認をしていただくのはどうでしょうか。	年金記録問題については、一般的に公の話になるまで知りませんでした。 記録がすべて本人さまのものになっていないのは、記録を適正に管理して年金を老後にきちんと受給していただくといったうえでも問題があったと考えます。	お客様の立場にたって、電話や窓口での相談を親切・丁寧に応対してきましたし、現在もしています。 記録の管理がとても長期にわたるため、量も多いですが管理の方法がどうだったのかと考えま
9693	地方庁	その他(社会保険事務所)	別に有りません	上記の回答により、有りませんので分かりません。	あまり詳しい事は、分かりませんが、大変重大な事と思います。テレビ及び新聞紙上で報道され出してからです。	誠心誠意、分かる範囲での対応です。あまり深く年金の歴史が分からないので、簡単に述べる事は出来ませんが、我々職員、事業主、国民全ての人々 それぞれの立場で、反省すべきではないかと思います。
9694	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	社会保険庁で現存している資料(旧台帳等)の再整理を行い、、検索プログラムの充実を図る。	マスコミ等が騒ぎ出した頃は、手番統合処理を後回しにしただけで、それほど大きな問題として認識していなかった。 ただし、ねんきん特別便等により、来所された年金受給者から、直接話をして、手番統合処理の問題ではなく、年金記録の漏れ等も数多く判明したことから、大きな問題として認識を改めた。	年金相談等の際、年金受給者等からの話を真摯に受け止め、年金記録を漏らすことのないよう心掛けていた。 年金記録問題の一番の大きな原因は、統台帳から機械化した際の誤入力が大きな問題だあったものと思われ、当たり前であるが、これまで以上に記録の正確さが必要であることが再認識させられた。
9695	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていない問題は知りません。		採用が今年の4月からなので、詳しくは分かりません。 大変な問題だという認識程度です。	誠意を持って対応するしかないと思っています。
9696	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		年金記録問題が存在することを知ったのは、新聞やテレビ等で報道されてからです。記録もれなどがあるとは知らなかったため、重大な問題であると思いました。	業務を行ううえで、法律やマニュアルに沿った処理や対応を徹底するようにしました。記録問題についての反省点は、職員の意識の問題や、基礎年金番号ができた時に手番統合がきちんとなされなかったこと、などだと思います。制度に ついてもっと知ることができるよう、広報や学校教育などがあるといいと思いました。
9697	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	年金給付の過払金債権が発生し、回収困難となった場合に、国の債権放棄にあたる不納欠損手続きを行うこととしている。 この手続きは、数年前までは、管轄社会保険事務所で行われていたが、現在は、社会保険業務センターで一括して行っている。 システム開発部門に配属していた時に債権管理システムの改善を検討するにあたって、実務経験のある人間に事務処理手続きの流れを確認していた際に、不適切な不納欠損手続きが行われている可能性があることを聞いたことがある。内容は、以下であったと記憶している。 1. 数回の督促状を発行するだけで、充分な現地調査、財産調査を経ないまま5年の時効が経過した時点で機械的に不納欠損手続きが行われている可能性がある。 2. 実際には、行われていない調査内容が欠損理由に記載されている可能性がある。 3. 東京の社会保険業務センターで一括処理することになると現場から離れるため、ますます調査は不十分なものとなるのではないか。	まず、受給権者の死亡による年金給付の過払金を発生しずらくするために、住基の死亡情報との連動、偶数月支払から毎月支払への改善が必要と考える。 また、保険料債権については、法令で財産調査手続き、差押手続きが規定されているが、給付金債権については規定が無いため、法令整備が必要。受給権者死亡の場合は、遺族年金からの強制充当を行えるようにすることも効果があると考える。 不納欠損手続きにについては、適正な手続きが行われているか第3者が定期的に監査する必要があると考える。	年金の裁定システムの開発を担当していた平成16年ぐらいに、記録統合がなされていない旧台帳記録の存在を知った。 上司に相談したところ、年金の裁定請求がされた際に徹底して記録確認が行われるので、現時点で統合されていなくても良いと聞いたが、記録管理上も、裁定システムの設計上もリスクがあると感じていた。	裁定請求書の決裁処理用に出力されるリストの被保険者記録にカセット番号(マイクロフィルム化した旧台帳記録の番号)が表示されているが、リストレイアウトの変更により削除されそうになったため、記録統合漏れにつながると考え反対して残すよう指示した。このように裁定請求の際に記録の漏れがなるべくないようシステム設計の際に心掛けていた。 記録管理システムにおいて、制度別の記録管理方法を採用したことが問題であったと考える。設計当時は、入庁していないので、反省しようがない。
9698	地方庁	社会保険事務所課長級以上	・女性の脱退手当金について、退職後再就職をしない前提で脱退手当金の請求をしているが、支給される前に違う年金番号で再就職しているケースも多い。今と違ってオンラインで在職中か否かの確認もできない時代の記録に対し、お客様自身も「もらった。」と認め、統台帳にも表示があり、オンライン上も記録が残っているにもかかわらず、手番統合すると、支払日が加入期間に入る場合は、脱退手当金は貰っていないこととなり、年金額にも反映されている。当時は簡単に新番取得もでき、貰い得になっているケースが多い。 一緒に会社を退社し、一緒に脱退手当金の請求した人の中で、違う番号で勤めた人だけが年金としても受給するというのは制度上問題があると思う。たしか、年金手帳は脱退手当金の請求書に住民票とともに添付したと思うので新番を取ることは容易だったと思う。 (せめて平等にするのであれば、脱退手当金の金額を返還することによって年金権を認める等の措置を考えてもよかったのではないか。)	・資格照会業務の経験者を中心に一件一件対処する以外にないが、出来れば事務室以外の場所(窓口・外線電話のないところ)で集中してやることによって能率が上がるのではないかと思う。	・採用当時から、年基金記録は裁定請求書の提出の際に、個人の申立履歴と年金記録を最終的に確認するもの。と、教えられてきた。 平成9年以前は年金番号が空欄で取得処理をしてもメッセージは何も出なかったし、、事業所の担当者も、採用した社員から年金手帳の提出がない以上は、保険証・保険料等の関係があるため、年金番号欄は空欄で提出するため、日常的に新規手番の払出がされており、そのたびに「重複取消」の指導(お願い)はするが、事業所によってはそのまま放置、というケースも多かったと思われる。 今はお客様に対し、会社名等を伝えられるが、以前は、お客様本人からの申立がない限り、加入記録を伝えてはならない(庁からの指示)とされており、氏名索引等で同姓同名・同生年月日の記録が出ても、お客様に思い出していただくために、窓口担当者は苦労をしていた。 お客様ご本人も数ヶ月の記録が見つかっても、「面倒くさいからいい…」と言う方が多くいらっしゃった。 ・資格照会業務に係わるようになってから、諸々の問題があり、統台帳とオンライン記録の相違等について、記録の整備等を庁に再三お願いしてきたが「予算的問題」等を理由に整備してもらえなかった。 社会保険事務所の現場では、日常的に「年金受給の元になる大事な仕事。その内容によって老後の年金額が違う…」等の認識を持っていたが、現場以外のところでは、個人記録については	・基本的な対応は今も同様です。お客様は、自分が来たくて来所されるのではなく、必要があって来所されるわけなので、来所された目的にちゃんと答えられるように今も意識しています。 ・記録問題(厚生年金)について、紙進達の時代を経て現在に至っている事実は変えようがないが、年金制度に対する広報不足は否めないのではないか。 職員としての問題は、「年金記録は60歳で見直す」が刷り込まれており、受身の姿勢を見直そうとしなかったことだと思われる。 (庁の考え方も、昭和の時代から、現場から要望を上げても「裁定請求提出時に対応すれば良い」との姿勢は変わらなかった用にも思います。)
9699	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にないです。		私が、平成12年4月から平成13年5月まで厚生年金の記録調査の仕事に携わったときに調査で発見した手番をウインドマシンで確認すると、被保険者台帳と相違していることがあったり、別人の記録が収録されていることが多々あったので怖いなぁと認識していました。また、当時、基礎年金番号に入っている記録を本人あてに送付するようになると聞いていたので、誤った記録の入った厚生年金番号で基礎年金番号が付番されている方の記録を本人に送付しても大丈夫な	期間調査にて見つかった厚生年金手番の中に入っている記録はすべて被保険者台帳を取り寄せ、記録が正しいことを確認してから基礎年金番号に登録していました。また、基礎年金番号に入っている記録についても、被保険者台帳を取り寄せ確認していました。 今から思えば、期間調査の申し出のあった人だけでなく、年金の裁定請求の際に被保険者台帳をすべて取り寄せ、ウインドウマシンの記録と照らし合わせるべきだったと思います。
9700	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特に知りません。		入庁時、支払係に在籍時に、受給年金額への未反映の厚生年金期間等が判明したとの照会を受けたとき。その当事は、基礎年金番号制導入時の手番統合調査等の不徹底との問題認識をしていた。 また、事務所出向時に、国民年金納付記録等が、オンライン上の記録と市町村で保存されている記録が相違しているケースがあることを知った。過去の記録において、人為的な誤りにがあることを具体的事例として体験した。	私の業務経験上において、(8)におけるような問題を助長するような対応を行ったことはないと思っている。 組織、体制面の反省点としては、今般問題となっている年金記録問題は、行政が管理している記録という面から考えるとやはり、その事象の発生件数が膨大であり、組織的な問題認識の甘さがあったといわざる得ないと思います。
9701	地方庁	その他(社会保険事務局)		現在行っているように、時間と人を集中的に費やすことで、早期解決を目指すことが優先されると思います。	平成19年3月より在籍しており、同年5月にニュースとして取り上げられ初めて認識しました。当時は状況の深刻さを理解しておりませんでが、社会保険の信頼に関わる重大な問題だと思います。	自分が携わっている業務の重みを常に意識するよう心がけております。 日常で起こりうる誤りが、そのまま長い時を経てしまったことで解決が難しい問題に発展したのではと思いますので、危機意識と迅速な行動が必要であったと思います。
9702	地方庁	その他(社会保険事務局)		すでに照会いただいている分について、できるかぎり早く回答できるよう全職員が取り組む。		反省点としては ・国民や事業所に年金の制度・概念の周知が徹底されていなかったこと。 ・記録管理が徹底されていなかったこと が挙げられると思います。
9703	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	国民年金の市町村名簿や払出簿及び厚生年金の事業所検索がシステム化(電子画像化)が構築された為、各県や各事務所での対応を全国規模の一括集約化を進めることで早期解決につながると考えます。	国民に対する十分な制度周知及び被保険者へ定期的に加入履歴や納付状況を通知されなかったのが、今回の問題につながったと思われます。 また、今回の問題を知ったのは国会やマスコミ等で注目(報道)され始めてからです。	窓口対応時にお客様から納得していただくよう親身な説明を心掛けました。 また、20歳未満(義務教育対象者等)を含めた幅広い年齢際に皆年金制度の根幹である相互扶助という思想理念を根付かせる事ができず、現年金制度への関心も高まらなかったことが反省点と考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9704	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	現時点では窓口における現金領収の廃止や原符の適切な管理等、かなり事故防止に力を入れていると思います。コンピュータ導入前の記録の件につきましては物理的にどうしようもない問題だと考えており、解決に向けて努力していくしかないと思います。ただどこまでが解決のゴールラインなのか判断はつきませんので、日常業務を的確にこなし、サービス向上に努め地道に国民からの信頼を勝ち取ることしか考えが今はうかびません。	最初国民年金については市区町村が現年度を領収していたため、領収書があって未納になっている方については、社会保険事務所の問題ではなく、市区町村の落ち度であり、足を引っ張られているような被害者意識に近いものがありました。まわりの職員も社会保険の責任ではないその当時は思っていました。ただ問題が大きく取り上げられ、社会保険事務所の過年度の現金領収書と記録が食い違う方を何人も目の当たりにすることにより、根深い問題であったのではないかと痛感しました。コンピュータ導入以前のことに詳しくないため推測する以外ありませんが、かなりいいかげんな現金領収や納付記録の扱いをしていたのではないかと思います。	年配のベテラン職員に以前の国民年金の事務処理や時代背景を確認し、窓口対応に役立てようとしましたが、各自治体の国民年金の業務の違いや、社会保険事務所の取り扱いの違いから、窓口応対では非常に苦労することもありました。今後はやはり全国統一した事務処理を確実に行うことで、そのような問題を解決していけると考えております。またコンプライアンスの徹底はいうまでもありません。
9705	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません			
9706	本庁	その他(本庁)			当初、年金請求時に整備するため、痛みが少ないと思っていた。 過去の台帳調査で、資格記録に誤りがある被保険者が 多数いることがわかり、大きな問題であると認識が変わった。 解決に長時間要すると考えていた。 資格記録の不備(宙に浮いた年金記録等)の存在は 入庁当時から知っていた。	資格記録の不備は、年金請求時に整備するという考えが あったように思われる。 資格記録の事前整備する認識が足りなかったことが 反省点である。
9707	地方庁	その他(社会保険事務所)		知識がある人ややるべき。地元の職員、なるべく古い人。人を増やせばいいという問題ではないと思うが。 水没して判読不明な久留米や、火事で焼失している直方の分の事業所名簿については、何らかの措置をもうけるべき。国年一年以内未納は納付に……と誰か言っていたが、それよりも重要なことと思うが。	よくわからない。	よくわからない。ただ、戦時中の名簿などよく残っていたな……と感心はする。
9708	地方庁	その他(社会保険事務所)				
9709	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知らない。	とても全記録を確認できるとは思えないため、申し出のあった方全員の記録を認めることとする。それによって記録調査の経費を削減し、削減した経費を年金の財源とした方が効率的である。	基礎年金番号が導入された当時、国民年金の記号番号と厚生年金の記号番号が2つ以上存在するのは当然のことと思っていたので、特に問題意識はなかった。 しかし、それ以前にコンピュータに収録されていない記録が存在することは知っていた。	まず複数の記号番号については資格取得時に出来るだけ本人に確認を取り、また国民年金加入時には市町村窓口でも確認するよう周知をしていた。 記録漏れについては裁定請求時に旧姓でも氏名索引するなど、本人の記憶にないものも出来るだけ確認していた。 年金記録問題は、届出するだけで本人へ確認通知が行かない一方通行になっていたことが問題である。
9710	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし	今現在実施しているような方策で地道にやっていくしかないかと思われる。 あとは最近も議論されているが、救済の要件を広げるなどして対応していくしかないと思う。(どうしたって不公平さを感じる人は出てくると思いますが)	統合・整理されていない過去記録(年金番号)が約5000万件あり、適切な管理がなされていないことが判明した。この約5000万件の過去記録の中に、現在、年金を受給中の人の基礎年金番号に統合されていない記録(年金番号)が含まれており、本来受け取れる年金額より少ない金額が支給されている(年金支給漏れ)のではないかという懸念が持ち上がった。 また、本人が納付済みと主張する国民年金保険料の納付記録が、社会保険庁のデータ(年金記録)や自治体の台帳になく、保険料の領収書を残していなかったことで納付証明ができず納付と認められないケースや、給料から天引きされていたはずの厚生年金保険料の納付記録(被保険者記録)が、社会保険庁のデータにないことが判明し、給与明細を残していなかったことで厚生年金記録の証明ができないケースがあった。	問題の発覚後、問題解決に向けて様々な処理をシステム開発して実施したが、その際、遅れや間違いのないシステム運用に努めた。 オンライン化する前の記録ミスがそのままコンピュータに残ったこと。 氏名、生年月日、性別、住所を軽視していたこと。 漢字カナ自動変換システムによる記録の誤りがあったこと。 過去の記録の誤りを減らす取り組みをしなかったこと。 システムの開発・運用を長期間に渡り特定の業者に依存していたこと。 不正行為防止のための内部事務管理態勢が不十分であったこと。
9711	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	特にありません。	特にありません。	特にありません。
9712	本庁	その他(本庁)				
9713	本庁	その他(本庁)	なし	さまざまな方策が同時・大量にとられている。作業に優先順位を持たせる。	過去の制度上の不備が現在になって判明し、その解消作業をしている。 記録問題がマスコミで報道されたとき。	作業の計画が現場(事務所)の現状を全く考慮されていないように感じる。 限られた人員・予算の中、計画に優先順位をもたせると同時に直接現場に 足を運び現状に即した対応をおこなう。
9714	地方庁	その他(社会保険事務所)	WMに未収録の記録がまだまだあることは、世間的には知られていないだろうし、現場でも、あとどのくらいの記録が埋もれているのか実感できないことが問題だと思います。 また、これまで、無理な期限が設定されているのもかかわらず、本来業務の軽減も、予算的措置も十分でなかったため、個々の職員の自発的な超過勤務(サービス残業)でしか対応できず、結果として違法な就労に耐え、モチベーションを維持できた職員と、そうではなかった職員との間で、処理内容の精度に大きく差が生まれる結果になってきたことも、問題であると思います。 モチベーションの差以外でも、無理から生じた弊害として、次のような事例がありました。 つい先日、事務局より数字を強く求められ、休日出勤を余儀なくされた職員が行った処理結果を点検したところ、安易と思える回答が作成されていました。念のため、本人あてに再度架電して上で記録を整備したところ、大幅な記録の訂正があり、当初作成されていた回答で年金を再計算した場合との間で、遡及支払い額に数百万円の差が生じました。 この結果は、担当した職員の責任だけではありません。この職員は、普段別業務に追われており、年金記録問題に深くかかわる機会が少なかったため、本人から的確に情報を聞き出すことコツを十分に掴んでいなかったのです。 これは、無理な体制の下での処理を強いておきながら、実態に目をつぶり、期限や残件数といった、机上の数値による結果のみを追求した全体の事務処理計画が招いた結果といえます。 組織が目指すべき目標の優先順位を、見失ってはいませんか。 記録の復旧がもっとも大切な目標であり、期限内に残件数を無くす事がもっとも大切な目標ではないはずです。 問題を早期に解決することは、目指すべき目標ではありますが、一番の目標ではありません。数値目標ばかりを追求した結果、本来の目標を見失い、目的がすり替わり、拙速に回答をしてしまうケースが多発していると危惧します。 これでは、かつて無理のある期限と予算でオンラインに記録を収録しようとし、今の記録問題を招いた結果の二の舞になりそうです。 「歴史を学ばざる者は、同じ結果を招く。」最近何かのテレビ番組で、どこかの国の諺として照会されていました。当たり前すぎることのようで、取り上げられることもありませんでしたが、私には	(6)のご質問において、回答してしまったところはありますが、それとは別に思うところを書かせていただきます。 年金記録問題は、記録管理の問題であり、記録を扱う組織である以上、永久に解決しないと考えます。 組織の移行を念頭に、常に問題に対処する体制を組んでおくことが大事であると認識し、その準備に取り組む必要があると考えます。 限られた人員で体制を確保するためには、別業務を手放す決断が必要であると考えます。 たとえば、保険料徴収業務などは、別機関に移譲すべきであると考えます。 組織が、何を求め、目指すのか。 国民の皆様の信頼を勝ち取るためには、どこを強化しなければならないのか。 逆に、組織のどの分野が力不足であり、他に適任である機関がないか。 そういったことを意識しながら考えれば、答えは明白に思えます。 現時点で、少なくとも私の所属する事務所において、年金記録課を常設するような話は聞こえてきません。 年金記録問題は、一時的な問題ではなく、長い時とともに深刻化していった問題なのだと思います。 記録を取り扱う以上、継続的な体制を組んでおくことが必要だと感じます。	取り扱う膨大な情報量、業務の数に対し、見合った体制を組んでこなかったことが招いた、当然の結果だと認識しています。 また、行政官庁の限界か、性善説や正論に固執した手続き、届出に頼ってきたことにも問題を感じます。 平成14年4月に採用された当初、父から、いったいどのようにして膨大な量の情報を長期間に渡って管理しているのか、と聞かれたことがありました。 コンピュータを使用することで管理できるとして、コンピュータがなかった時代の記録をどう移行したのかに関心があったようでした。 個人的にも興味があったので、先輩に尋ねたところ、あいまいでよく分からない回答でした。というよりも、尋ねた先輩も若い方だったので、当時の処理のことなどは、当然のようにご存知ではなかったのです。 後日、窓口で期間照会の即時回答をしようとしたところ、別の先輩からとんでもないことだと叱責を受けました。 持参された手帳の記録について回答しようとしただけで、なぜ叱責を受けたのか、理解できず反発しましたが、先輩の説明によると、時間をかけて調査しないと、信頼できる回答はできないというのです。その理由の1つ1つは、遂違やらフリガナ収録がどうやら、当時はよく理解できませんでしたが、とにかく、記録が怪しいらしいということは認識できるようになりました。 その後、しばらくたって年金記録問題が表面化したときに、その問題の奥深さに驚きました。 今現在においても、その底は見えていないというのが実感です。	日々の業務を優先し、自主的には特に取り組むことはなかったですし、かつては、与えられた主担業務の外に手出しする権限や根拠などありませんでした。 年金記録問題が生じてからは、比較的携わったほうだと考えます。 サービス残業を厭わず、自身の主担業務とのバランスに悩みながら取り組んできました。 率直な感想ですが、もともとは、組織的な体制の準備不足が問題の根本にあるにもかかわらず、さも、職員の資質の問題のように論点がすり返られ、懲罰的な労働環境化におかれている現状を異常だと感じます。 長年組織内で薄々感じ取られていた問題意識を放置し、取り組みをしてこなかったツケを、現在その組織に在籍しているからという理由で現役職員に押し付け、問題点のすり替えをしているように思えます。 不当に扱うことで、誰の歓心を買いたいのかは問いませんが、論点をずらし、ぼかすことは、問題の発生こそが明確にさせる、重大な教訓から学び取ろうとしていない低度の表れに外ならません。 不当な立場におかれていると実感している職員は、私だけではないと思います。実際、これからもっと仕事を教えていただきたかった先輩や、私などよりも優れた資質を感じさせてくれた後輩が次々と職場を去っています。 彼らは、新天地に活路を見出せるほどの行動力と実力を備えているのでしょう。そういう人材を次々と失い、残る職員もモチベーションが低下し続け、希望を失い、マイナスの感情を抱くようになっていくばかりでは、どんなに看板を架け替えたところで、問題は解決しないどころか、悪化する一方です。 組織は大切ですが、それは、人の仕事をサポートするツールだからこそです。 仕事は人がするものです。その本質を見失わないでください。 かつて戦史研究の資料で、太平洋戦争時に、人的資源を浪費したことを問題視する項目に目を通したことがあります。
9715	本庁	その他(本庁)	ありません。	問題解決については、人員をかけて、調査するしかないと思われる。また、当職員のみでは、未統合の番号を本人と確定するには困難なため、被保険者、年金受給者、適用事業所及び市町村等に引き続き、問題解決に向けた協力を行っていくしかないと思われる。	基礎年金番号に統合されていない番号がそのままになっているのは、知っていた。ただ、当時はそれ程重要とは認識していなかった。また、事務所の窓口相談時においても、こちら側から相談者に対して積極的にアプローチできる体制ではないため、現在にいたってしまった。 被保険者、年金受給者にとり、保険料を納付したものが受給時に金額に反映されないことは大問題であり、記録を管理するわれわれにとっても非常に重要なことと認識している。	未統合の番号があることについて、もう少し早く問題提起をしてなければいけなかったと思う。
9716	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	これまで行ってきた方法以外には思いつきません。	基礎年金番号制度導入後も統合されていない記録があることは認識していました。	裁定請求書受付時において、お客様の職歴申出と確認し、一致しない場合は期間調査を行いました。また、一致している場合でも、氏名索引にてもれているお客様の記録がないかを確認しま
9717	地方庁	その他(社会保険事務所)			未統合の記録が存在することは知っていたが、上司や先輩は年金を請求するときに確認をするから問題ないと説明していたので、深くは考えなかった。ただ、年金を決定するときに相当の時間がかかる場合があることは、(請求する側はもちろん年金を決定する側から考えても)あまりよいことではない、と疑問を感じたことはあった。 知らなかったことが次々に報道されるようになり、問題の深刻さを理解した。	年金は請求に基づいて裁定するものと法律に定めがあるとの上司、先輩の説明に反論はできなかった。上司や先輩が彼らの上司に言ってもおそらく回答は同じであったと思う。 自分の知らない過去に意見することは困難であるが、職員一人一人が年金記録を丁寧に確認していたかどうか、自分ができることをしっかりしていたかどうか、反省すべきであると考える。 あえて言うのであれば、いつか整理しなければならない問題に今取り組んでいるのであって、もっと早い時期から計画的に実施すべきであったのでないかとの思いはある。
9718	地方庁	社会保険事務所課長級以上		オンライン化されていない記録を、すべてオンライン化する。 申し出に対し、想定しうる可能性を含め、調査する。	勤め始めた頃、年金裁定の時記録を探すのが大変だとの話は聞いていた。 オンライン化が進むうち、オンラインで出てこない記録は無いものだと思うようになった。 年金記録が問題になってから、氏名の無いオンライン記録やオンライン化されていない記録が残っていることを知った。	昔のコンピュータメモリが高価だった頃の意識のまま、使用頻度の低いと思われる記録をオンライン化しなかったこと。 不完全なままオンライン化したデータをそのままにしていたこと。
9719	地方庁	社会保険事務所長	存じません。	最後は、インターネットでの開示を行い、ある程度完結とすべきである。なお、その際、未統合記録の会社名と時期の開示をし、個民に申し出てもらう方法も考えられる。申し出があったら、氏名及び生年月日で特定する。	未統合問題は被保険者が平成19年現在においてまだ、統合ができていないものがほとんどであると認識していたが、受給者もかなりの件数に及んでいることは驚きであった。 平成19年5月ころ知った。	年金制度が複雑にもかかわらず、分かりづらい内容の特別便が送られたことから、誤解が多かったと思われ、丁寧な説明を行なった。 国民年金、厚生年金、共済年金は別制度であるにもかかわらず、基礎年金制度を土台とした複雑な制度にしたこと等、制度上の問題が大きかったと思われる。制度を簡潔な分かりやすいものとしなかったため、国民の理解とチェックがなされなかったことに大きな問題を抱えていたと思わ

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9720	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	照会された年金記録を調査するためには、被保険者・受給者からのできるだけ正確な情報が必要ですが、記憶があいまいであったり、制度の勘違いと思われる照会もあり、それが、記録問題を解決する上で障害の一つになっていると思います。 被保険者・受給権の記憶を呼び起こしやすくするために、被保険者・受給権に情報を提供する場合は、分かりやすく個人情報を提供することや、年金制度の仕組みについても、工夫して提供する必要があると思います。	年金記録問題の存在を認識したのは、年金記録問題がマスコミ、国会で取り上げられるようになり、年金記録問題が公表されたころです。	記録問題の解決のため、これまでの経験・知識を生かして、問題の解決に取り組んできました。 記録を適正に管理することについて、組織全体として、認識が甘かったと思います。組織の一員として、年金行政に携わってきたものとして、率直に反省しなければならないと思います。
9721	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくにありません	現在、社会保険事務所に勤務しているので、お客様と直接接する部署であることから、一人一人のお客様に対し、懇切丁寧に一件一件地道に対応していくことだと思います。	基礎年金番号前の手番が重複していることについては年金請求時に資格照会等で統合することになっていると理解していました。このような大きな問題になっているということはマスコミ報道等で知りました。	一日でも早く年金未統合記録がなくなるよう努力していく必要がありますが、やはり一件一件丁寧に地道に対応していくことが重要であり、またそのように対応するようにしています。 反省点としては、今、行われているような年金特別便や年金定期便のようなお客様に自分の記録を知ってもらう機会が以前からあれば、手番統合の処理がもっと進んでいたのではないかと思
9722	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	本人の申し立てに基づき一律に救済することが望ましいと思います。	年金問題を知ったのは、報道などで話題になってからです。その時点では、未統合の記録は裁定時に統合するという認識を職場全体として持っていましたので何故今騒ぎ出したのかわかりませんでした。 しかし、実際に年金が請求されていない記録がたくさんあることや、納めたはずの年金記録が消	年金特別便専用の窓口で相談対応をしました。 報道が加熱し、いたずらに国民に不安を与えたと思います。社会保険事務所には連日人が押しかけ、怒号が飛び交うなど異常な光景でした。 今後は綿密なスケジュールを立てた上で、お客様への通知や広報を行うべきだと思いました。
9723	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	職員は当然であるが、分限免職となる職員やOBの方を活用し、処理を迅速に進めるべきであると思う。(過去に従事した職員の方が賃金職員等よりも即戦力になる。)	年金請求時に記録を確認すればよいという考え方があって、現在のように積極的に本人記録の確認を行っておらず、個人的な問題としてこのように全般的に大きな問題になるとの認識が薄かった。	年金記録の確認については、資料等も膨大な量で、かなりの時間を要するが、特に受給者の方は高齢であることから少しでも早く処理できるよう、優先して対応してきたところである。今後も残件数の解消に向けて対応していく。 反省点としては、次のような点が挙げられる。 ・台帳からオンライン化に切替の際の確認が不十分であったこと。 (市町村からの情報漏れ、誤入力等) ・基礎年金番号制度発足前の手番の管理が不十分であったこと。 (厚生年金の記録については住所登録がなかったため、本人確認できず、厚生年金加入のつど手帳番号を払出していた。・・・被保険者本人も初めて交付された手帳番号を通していなかった責任もあるが)
9724	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません。	職員ひとりひとりがこの問題の解決に向けて一生懸命取り組む必要があると思います。 また国民の皆様にもご協力をいただき、庁から送付したものに対して、必ずご回答をいただくことが必要と考えています。	平成9年1月に基礎年金番号が導入されたときに、就職するために生年月日や氏名を偽って厚生年金の資格を取得していた人が過去にいたことから、ある程度は統合できない記録ができてくるのではないかと思っていたが、5000万件も統合できないでいない記録があるとは思わなかった。 また、この問題は平成18年2月ころだったと思うがテレビ報道等により知った。	お客様ひとりひとりの立場に立って対応してきたつもりである。 この問題について現時点で考えた場合、昔の先輩方の年金記録に対する意識(認識)の低さや紙媒体からコンピューターへの収録の仕方(考え方)に問題があったと思う。 また、自分自身の認識不足を痛感した。
9725	本庁	その他(本庁)			大変な問題。	出来るだけ迅速に正当な支払を行えるよう、再裁定処理を行っています。 その際、誤りがないよう2次決済3次決済を行い、一人で完結させないように注意しています。
9726	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
9727	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		平成18年の国民年金の免除問題が明るみ出た頃に、年金記録問題について、意識するようになり、その後、五千万件の未統合記録の件が国会で取り上げられ、改めて、記録問題の重大さを知ることになりました。正直、職員として、基礎年金番号への未統合記録が、これだけの数字になるとは想像もしていませんでした。 国民年金の免除問題の際は、事務所にて免除の記録について、入力処理等を行っていましたが、当時は、違法性の認識は全くなく、上司からの指示に従っていました。しかしながら、法令順守違反になる旨のことを後日聞かされ、驚きました。 五千万件の未統合記録については、裁定請求時に過去の記録を確認の上統合を行うので、記録は必ず年金受給額に反映するものという認識でいました。しかしながら、端末上に記録が収録されていなかったり、誤った氏名で登録されているなど、記録管理がずさんな状況であることが判明し、現在は、私の認識が楽観的であったと感じています。	国民年金の免除問題について、不正に入力された方の記録については、回復することに全力を注ぎ、同時にご迷惑をおかけしたお客様の自宅へ上司とともに謝罪に伺り、誠意を示すことに努力しました。 また、五千万件の未統合の記録に関連し、お客様からの年金期間調査依頼が多数寄せられる中、「記録は必ず見つかる！」という強い信念のもと、集中して期間調査に取り組んでいます。 また現時点での、問題点としましては、各事務所で個別対応しており、非効率的な面もあるようなきがします。今後は、一箇所に集中的に処理したほうが、効率的であると考えております。また、記録調査については、やはり経験が必要であり、長年、期間調査に携わってきた職員を専門家として集めて、集中的に取り組んでいくほうが良いと思っております。
9728	本庁	その他(社会保険事務局)	知りません	一人一人が年金の漏れや間違いについて、再度機会台帳の確認をおこない、迅速な処理をしていくことが必要だと思う。	マスコミの報道によって知った。記録の漏れについて基礎年金番号化していない人については、お客様からの照会があって回答しなければならなかったため、記録が漏れている認識はなかった。	年金の記録問題について職員の側から本人と思われる記録について確認をとるようにした。
9729	地方庁	その他(社会保険事務局)	申し訳ありません。特に知っていることはありません。	最終的に残ってしまった記録を整理して専門チームによる対面調査しかないと思います。それでも残る記録については、支障のない程度に情報を開示してHP等で掲示し、国民のみなさんに確認していただけるようにすればと考えます。	正確性に欠ける古い記録に突き当たるたびに「全体数は全くわからないけれど、それなりに件数があるんだ」とは感じていました。いつかなんとかしないといけない大きな問題なんだという認識はありました。この問題が存在することを知ったのは、はじめて国民年金課に配属された平成14年頃だったと思います。	来訪や電話で対応したご本人に記憶はないが、ほぼ間違いなくご本人の記録であろうと思われる記録を見つけた場合は、あの手この手で思い出してもらえるよう質問をし、そのとき思い出せなくても何かの拍子に思い出したら必ず連絡をくださいと伝えるなどして、せめて自分たちの対応した方の記録については漏れのない完全な記録となるようにと職場のみなさんと努めてきました。 現時点では、第一に制度を変えすぎたことが反省点であろうと思います。また、番号を一本にし
9730	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知りません		入職した時、すでに問題が発生してました。	お客様の立場に立ち、誠意をもって対応しました。
9731	本庁	その他(本庁)	特になし	1件1件解決していくしかないのではと思います。	地方事務所に出向してしばらくしてから(平成19年頃)存在を知りました。記録調査を事務所で行っていたので、未統合記録、不備記録の多さにびっくりした記憶があります。これだけ件数が多ければ信頼を取り戻すのはなかなか困難であると考えていました。	1件1件調査し、受給者への回答を行っていました。一番の問題点は請求主義として被保険者記録を一元管理してこなかったことだと思います。
9732	本庁	その他(本庁)	加給年金額加算の開始および停止にかかる改定年月日のズレなどにより、 過払いや未払いが発生していたのではと思われることがあった。	ねんきん特別便や定期便により記録についての情報は提供しており、テレビ等でも大きく取り上げられたことから関心を持ってもらうことはできたと思う。 あとは、そのうえで、実際に相談に来られた方への対応を誠実に行い、疑問をひとつひとつ解消していく地道な努力がよりいっそう必要だと思う。	社保側の年金記録の管理に対する甘さと、被保険者側の自分の年金に対する無関心により生じた問題と認識してました。 4年前に就職して、実際に年金相談を受けるようになったときに問題を実感した。裁定請求書を受理する際に氏名索引すると他の手番が複数存在することがよくあり、しかも本人は印字された記録が正しいと信じ、働いたことはあっても厚生年金をかけているとは思わなかったということが	ここで自分が記録をしっかり見ないと、間違った記録のまま生涯年金を受けることになると強く思い、記録確認は徹底するようにした。 以前は、氏名索引で他の手番があってもこちらからは大雑把なヒントしか言えず本人が思い出す間もなく相談を終了せざるを得なかったこともあり、裁定請求時の記録確認が甘かったところがあったと思う。
9733	本庁	その他(本庁)			年金の記録が整備されていないため、受給できないケースが相当数存在すること。 平成19年に年金記録問題が発覚した当時に知った。	年金に限らず、個人が自身の問題として認識していなかったことによる。 しかし、長年の蓄積による問題を、短時間で解決するというのは現実的ではない。
9734	地方庁	その他(社会保険事務局)		正直、現状で可能な手段は出つくしているように思います。今後は記録照会の回答を一刻も早くご本人にお知らせできるよう、全力を尽くすべきと考えます。	新採当時(平成14年度)、厚生年金の資格取得処理時に職権において手番統合を行うことが業務の一環になっていました。しかし、個々の手帳を各人がきちんと保管しているのであれば、大きな問題ではないと考えていました。	手番が複数存在する可能性のある事象に当たる際は、その確認に最大限努力してきました。しかしながら、私たちの側も国民の側も手番が複数存在することについての問題認識に大きく欠けていたと思います。本人への記録の通知等は、長期にわたり多額の保険料を徴収し、さらにそれを給付へ反映させることが公的年金制度の大前提である以上、もっと早くに実施しているべきだったと思います。
9735	地方庁	社会保険事務所課長級以上	70歳以上被用者届(被保険者ではなく年金額の調整のみのために標準報酬を管理)は、正直に提出した者のみ年金額が停止等調整が入いるが、事業所の担当者の認識も低く、組合管掌事業所は社会保険事務所で把握しづらいので非常に不公平が生じている。今後問題になってくるのでは・・・。	標準報酬の改定等を行った場合は、事業主だけでなく被保険者にも通知することを行う。「ねんきん定期便」はわかりづらいのでもう少し工夫する。 こちら側からアクションを起こすのはそろそろ限界と思われるので、被保険者側からもっとこちらに来るよう検討が必要。 事業主は銀行から融資を受けるため等により報酬を高く設定しているが、実際は報酬は支給されず、保険料も滞納してしまうケースの場合、将来年金額が保険料を払っていないのに、高く設定された報酬に基づき計算されるのはおかしい。制度の改正が必要。	保険料を滞納した事業主が、銀行の融資等のために実際より高く設定された報酬を実際に支給された額に遡って訂正したとの認識。将来事業主が、保険料も払わず、もらってもいない高い報酬に基づき計算された年金をもらうことの方が問題だと思う。 職員の処分があって知った。 その他はわからない。	社会保険庁の職員が犯罪者集団のように報道され、その報道のとおりのことをお客さまに言われまくったが、1件1件丁寧に対応してきた。 過去においては健康保険・厚生年金についての認識が低く優秀な職員が集まらず、OB連の質が悪すぎたこと・・・汚い字で書いた被保険者名簿、年金相談室での年金記録確認がいい加減、長期的な展望による正確な記録管理をしなかったこと、また、事業主の性善説に頼り過ぎたこと・・・。
9736	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じません。	お客様の記録に日々接する職員が一件一件チェックするしかないのかなと考えております。	19年夏の新聞の報道で初めて知りました。当時は社会保険事務所で働き始めて日も浅かったので正直よくわかりませんでした。	未統合手番の確認、記録補正の要不要を事あるごとにチェックしてまいりました。 年金の番号をいくつも払い出せるシステムであったことがそもそもの原因だと思います。
9737	地方庁	その他(社会保険事務局)		まず、窓口職員の研修を徹底して行い慎重に対応するよう努めることが大事だと思います。又、職員だけではなく、事業主や被保険者の方々皆さんに相互チェックをしていただけるようなシステムになればよいと思います。	宙にういた年金という事をいわれるようになった時くらいから認識するようになりました。それまでは、宙にういたというよりは、統合されていない手番が基礎年金番号以外に存在するという認識しかありませんでした。これは平成9年に基礎年金番号が導入された時にきちんと整理されていないもので、年金を請求するときに全て一つにまとめれば良いものだと考えていました。	しかし、年金を請求する時では何十年も前の記録を思い出すのは困難であるという事で、記録は分かった時に速やかに統合処理するべきだと思いました。 年金の請求書を受理する際には必ず手番がないか、基礎年金番号に登録されている記録で間違いがないかどうか注意深く確認して対応するよう努めました。やはり、裁定請求の時にまとめればよいという安易な考え方や、年金相談窓口の職員の教育等が不足していたのが大きな反省点ではないかと思います。
9738	本庁	その他(本庁)	特にありません	業務に精通している指導者のもと、人員と場所を確保して、丁寧に処理していくことだと思います	持ち主のわからない年金記録が、五千万件あるということが、信じられませんでした、それを知ったのは、平成19年の5月だったと思います	当時社会保険事務所で、賃金職員として働いていましたので、記録問題で電話をかけてきた、お客様に手続きの方法について、わかりやすく丁寧にお答えするよう心がけました。 反省点としては、入力したら必ずチェックすることだと思います
9739	地方庁	その他(社会保険事務所)		なるべく早い時期に年金の記録をみつけだす事が問題の解決になる	数年前ぐらいに年金記録の問題を知ったが、まだ在籍しておらず 年金をもらうのが、先なのでその時はまだ実感がなかった	資格紹介等を行う 年金記録の突合を行い早い時期に解決する 問題意識をもち誠意をもった対応をする事が大事ではないか

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9740	地方庁	その他(社会保険事務局)			マスコミ報道等。基礎年金番号が始まったころ。(社会保険庁の考えでは、年金を請求するときまで完了すればいいといっていたはず。)	5000万件の未統合記録については、年金を請求するとき(60歳)まで完了させればいいという考えが反省点だと思います。 基礎年金制度を作ったときに終わらせておかなかったのが原因だと思います。
9741	地方庁	その他(社会保険事務所)	一連の報道等で初めて知った事柄がほとんどのため、世間一般に知られていない問題で把握していることはございません。	他省庁を含めた一体的な対応。 具体的には、市町村が保有している記録を活用した、ご本人様宅への直接訪問および確認。	官庁に対する信頼を失った大きな問題であり、お客様をはじめ社会保険庁以外の官庁に対しても大変申し訳ない気持ちです。 全体的な問題が見えたのは年金記録問題が発覚以降です。	お客様および外部との接触、対応に際しては誠心誠意を持つことを心がけました。 年金記録に携わる者一人一人が最後まで責任をもつ意識が不足していたと反省しています。
9742	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	1. 知られてい。るとも思いますが、基礎年金制度と同時に基礎年金番号制度ををを導入しなかったことが一番の原因だと思います。 2. 各県で社会保険庁の指導が違っていたことも原因と思います。	1. できるならば、制度の見直しで対応しないと、信用を回復することは難しいと思われます。仕切りなおしとまでは言いませんが、一部の国民にみを救済するのではなく、国民にトータルに対応するような制度の改善が必要と思われます。	1. マスコミから業務外閲覧などが報道されてから認識しました。職員のおごりと制度の広報不足、国民の声に耳を傾けず、制度のせいにしてきたことなどがあげられます。また、社会保険庁の優柔不断な対応が、常に現場を混乱させていたことも事実だと思います。	1. 年金の何十年にのぼる歴史や制度改正などを十分理解していただくよう努力してきました。 2. 現時点で年金問題が一時的なもので、すぐに終息すると考えていた職員が多かったものと思います。もう少し早期の対応をしていれば、ここまで騒ぎが大きくならなかったものと思います。
9743	地方庁	社会保険事務所課長級以上		国家プロジェクトとして実施していくのであれば、経験のある現職員を 残してでも取り組むべき。	WMで検索できないような記録が、これほど大量に残っているとは知らず、 大きな問題になるとは思わなかった。 国会議員の年金問題がマスコミ等で報道された頃。	判明した記録は正しく整備していくという立場で、窓口などの対応についても誠意をもって臨んだつもりです。 「埋もれていた」記録が、これほど大量にあることは、庁でも認識していたはず。もっと早い時期(基礎番設定時)から計画的に取り組みをしておくべきであった。
9744	地方庁	その他(社会保険事務局)	ございません	よくわかりません	公表されて問題視されてから知ったことが多く、大変なことだと思った。	年金制度発足当時からもっとしっかりした管理が必要だったと思う。
9745	本庁	その他(本庁)	知りません。	これからも引き続き、文書の発送や窓口対応を通じて着実に処理していくことが重要だと思います。	今までの年金記録に対する管理・対応が不十分だったためにこのような問題になったと認識しています。平成19年ごろそのような問題があることを知りました。	電話・窓口対応の際には、記録のもれがないか十分に確認するようにしました。反省点としては、対応をもっと早くできていればよかったと思います。
9746	地方庁	社会保険事務所課長級以上	別にありません。	充分な人員の確保。	マスコミ報道がされ、問題として認識をし、制度不信が強まる中、一刻も早く信頼回復に向け取り組むべきと認識しました。	現業と併行して、問題解決に向け取り組んできました。
9747	本庁	その他(本庁)	特にありません。	現在、行っている特別便、定期便を継続していく事だと思います。 この問題を急速に解決する方法は無いと思いますので、持続的にこのやり方を行っていく事が大事だと思います。	地方の事務所に出向した平成17年ぐらいに知りました。 その時は本人の記憶に無いので、記録が結びつかなくても仕方がないのではという認識でした。	その当時は受給者にこちらから情報提供できなかったので、特に何も対応しませんでした。 反省点としては、こちらから定期的に加入記録の情報提供をしていくべきだったと思います。
9748	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	市役所等の他の官公庁と情報の共有をして、個人の特定を進める。	未統合の手番があるという認識。16年、17年頃。	新規付番時には、その人物について他の加入記録がないかの確認をしていた。 台帳の管理、オンラインに切り替えるときの記録の収録のもれ、年金制度の周知不足、など。
9749	地方庁	その他(社会保険事務局)	これまでに公表されていないような問題は、知りません。	現在の取組みを引き続き進めるとともに、年金記録問題に対する検証の結果や、記録問題解決のための取組み内容とその進捗状況を一般の方に分かりやすく説明する必要があると思います。	年金記録問題のうち、未統合の記録の問題については、平成13年11月に採用され、最初に健保・厚年の適用業務に従事して間もないうちに、基礎年金番号の重複や年金手帳記号番号の未統合が相当数存在し、その整理が必ずしもスムーズに行われていないという問題があることを知りました。この問題について、上司からは、最終的には裁定請求の際に被保険者からの申出により整理されることを説明されました。また、裁定請求前に社会保険事務所で調査することはシステム・人員・予算いずれも整備されておらず難しいことを説明されました。 その他の問題については、「年金記録問題」として報道等がなされて初めて知った問題もありま	上司の説明にある程度納得し、特別な対応することはありませんでした。現時点でみた場合には、早急に取り組むことが必要な問題としてとりあげ、積極的・主体的に対応すべきであったと考えます。
9750	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金任意加入中に厚生年金の期間が判明した場合、厚生年金期間以降の納付済み期間も加入の申出がないことから、還付の扱いとなり、年金受給額が大幅に下がる場合がある。	現行法では対処不可。国民年金第3号の特例届のように、法的対処が必要。	平成3年より厚生年金の期間照会業務に携わっていたため、そのころより厚生年金としても統合されていない記録があることは知っていました。 しかし、ねんきん請求手続きの際に、本人からの確認もあり、きちんと支払われもいるものと思っていました。	当時の記録からは、本人確認をすることが困難であり、現在のような特別便や定期便の形で申し出していただくしか方法がない。 基礎年金番号通知などにも他の年金番号を持っている場合はお知らせくださいというハガキなどもついていましたが、受身であったことは否めません。 報道などからスタートするのではなく、社会保険庁としてもっと前から広報や何らかの方策はとるべきであったと思います。
9751	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくに存じ上げません。 社会保険職場にいながら、マスコミ経由で知った事柄もあるくらいです。	記録問題の解決には、マンパワーが必要かと思います。 職員であれば、記録照会の業務経験のある、なによって見るポイントやスピードは相当違ってくるかと思います。業務経験のある職員の確保が必要かと思います。 また、たくさんの非正規職員(アルバイト等)の方が記録照会の業務に従事されていますが、そういった方の処遇の改善も必要かと思います。 この業務には基本的な年金の知識、WMデータの見方など覚えていただく事が非常に多く、すぐに辞められてしまうと、指導する職員の時間と労力が(表現は悪いですが)無駄になってしまうので。	期間照会業務に従事していた際、古い厚生年金の記録が社会保険庁の端末データきちんとしたかたちで登録されていない事を知りました。当時は、お客様から照会があってはじめて調査、補正に入るという認識でいました。 また、窓口に来庁されるお客様が古い年金手帳などを持参されて、領収印や検認の印があるのに端末データに反映していない国民年金納付記録がある事を知りました。	年金給付課在籍時に窓口でお客様から相談をうけた際、お客様の申し立てる年金記録にもれがないかどうかできるだけ詳しく伺うように心がけました。 年金の記録問題が公になるまでは、「申立主義」という認識でいましたのでとりたてて自分からなにかしなくてはならないとは考えていませんでした。今にして思えば、このような認識が5000万件の宙に浮いた記録などの年金記録問題をひきおこしたのだと思います。
9752	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金記録問題は、社会保険のすべての職員で取り組むべきものと考え、大量の人員を投入し、取り組んできたが、年金記録に広い知識を持つ職員がまだまだ少ないと考える。 年金知識のない職員に対する研修等がまだまだ十分に行えないまま、とにかく量をこなさなければ、となってしまっているように感じる。まずは質を上げるために、研修等をしっかり行うべきであると考える。	社会保険庁の、記録管理に対する杜撰さが問題であるが、個人が年金に対して、あまりにも意識が弱すぎることも大きな問題であると感じていた。 「宙に浮いた年金」の中には、個人が転々と職を変えるたびに、年金番号を申請せずに、新しく番号が作られ、年金手帳を紛失しているケースが少なくないと思う。	年金記録に関して、国民への周知が不十分だったこと。 年金そのものが複雑であり、システムに問題があった。 (基礎年金番号導入前は厚生年金に住所の登録がなく、このことが、一人の人に対していくつも年金番号を払い出させ、宙にういた年金を作り出してしまったと感じる)
9753	地方庁	その他(社会保険事務所)		加入者本人が死亡していたり、記憶がすでにないという方がいる中で、全ての年金記録を特定するということには、無理があると思う。短期間での解決も重要だが、申し立てを精通した職員が詳しく調査する体制を整え、その中でお客様一人一人に納得してもらえるような親切丁寧な対応を行うことが重要だと思う。 また、今の手続き方法やシステムでは同じことが繰り返される恐れがあるため、法整備やシステム改善などが必須である。	平成17年に採用となりその当時から、本来1人1つの基礎年金番号にて年金記録を管理するところ、本人の統合手続き漏れなどから平成9年以降もいくつかの年金番号に記録が分かれた状態の方が多数いることは知っていた。だが、年金請求の際に本人への職歴確認を行い統合漏れを防ぐよう対応していたため、基礎年金番号以外の手帳番号記録が受給前に統合されていないことに関しては、問題であるという意識がなかった。 コンピュータに登録されていない紙台帳記録が多数存在すること、登録記録自体に誤りがあること、標準報酬が改ざんされたものがあることについては、年金記録問題が大きくなってからはじ	これだけ多くの年金記録問題が発生したのには、多くの理由が考えられる。マスコミによる悪意のある報道により問題が加熱したとは思うが、手続きや制度自体の周知不足、コンピュータ導入前の手管理による記録管理の困難さ、コンピュータの入力誤りなどの人為的ミス、システムの未発達などやはり社会保険庁の記録管理に問題があったことは否めない。また、請求の際に最終的な記録確認を行うという方法は、本人の死亡や記憶の喪失などといったことまで考慮されていなかったと思う。 管理記録のすべてが正しいとは限らない以上、お客様の声1つ1つを真摯に受け止め対応しよう
9754	地方庁	その他(社会保険事務所)	これまで問題とされてきた以上のことはわかりません。		年金記録問題について知ったのは、国会で問題になり、テレビ等で報道されたときです。	問題が起きてからの対応なので、どうしても後手後手になってしまったが、問い合わせには誠実に対応することを心がけ、ご心配を少しでも解消できるよう照会の処理を進めた。 この問題の反省点はたくさんあると思うが、年金制度についての広報・周知徹底が足りなかったことや、人の一生にかかわることであるとの認識が不足していたこと、処理を進める上での細かい配慮も足りなかったのではないかと考えています。
9755	地方庁	その他(社会保険事務局)	現在問題となっていること以外は、思い当たることはありません。	今後も全職員しっかりと取り組む気持ちをもって対応が必要と考えます。 今後、さらに集中的に対策をとるという点からすると、残っている記録がどれなのかがはっきりすると方策が取れるのではないかと考えます。 しかしながら、具体的にとなりますと今のところ、これというやり方が思い当たらないところが実情です。	オンラインに入っていない記録があることを知ったのは、年金給付課に配属された平成4年です。厚生年金記録調査を担当したとき、当時、先輩になぜなのか質問しました。年金請求時、本人に確認を求め整備するとのことであったと記憶しています。 現在、このような形で社会問題化したなかで、平成19年5月ころだと思いますが、やはり早期に対応すべきことであったと感じました。 国民の皆様には、一刻も早く正確な記録による正当な金額での年金となるよう全職員をあげて解決すべき問題であると認識しました。	これまで、電話、文書および訪問による確認作業、あらたに記録が確認できた方に対しては、再裁定請求、新規請求などを提出いただけるよう求めるなど、担当業務以外に取り組んできました。 反省点になるのかわかりませんが、なかなか連絡がつかないため確認で時間を要したり、亡くなっておりご遺族では確認しきれなかった記録もあり、最後のひとつまでとのおもいがあっても、それが達成できるのか否かというおもいも相反してありました。
9756	地方庁	社会保険事務所長	各メディアの報道は、「元々あった記録が消えた又は中に浮いた」という表現を誇張することによって、国民の皆様は当然のことながら、それを信じることになるが、①会社が厚生年金に加入していない。②会社は厚生年金に加入していても、ご本人は加入していない。(加入できない雇用条件を含む)こともあることについては報道されていない。 国民年金の分野では、国民年金番号の払出がされる前から「自分が支払っていた。親が払っていたはず」というような、曖昧な照会が多数寄せられる。	厚生年金の分野では、業種や従業員数による適用拡大(促進)を進めてきたが、いまだに加入漏れがあるのが実態である。これは、今後、第2第3の記録問題につながる恐れがあり、特に長期給付の基になる加入記録であるから、制度の基盤を揺るがすことになる。 国民背番号制には賛否両論のあるところではあるが、国民背番号制も視野に入れながら、一省庁だけでなく全省庁が協力して、未加入者、未適用事業所の解消に取り組めないか。 国民年金の分野では、2号や3号から1号被保険者へ種別が変更になった場合に、事象の発生から納付書の送達までに半年以上かかっているのが現状である。このタイムラグを短くし、納付勧奨記録は確実に保存しておくことが、未納者の防止だけでなく、先々で「収めていたはず。免除を受けたはず」という照会を防止できるのではと考えます。 そして、出来るだけ早い時期に「年金の一元化」を行い、すべての加入記録を一元管理することが必要ではと考えます。	●年金記録問題に対する認識 制度発足当時と現在では、記録管理の手段の相違(紙と磁気データ)があるにしても、長期給付の基になる加入記録の管理が充分にできていなかったことは、記録を管理する者として失格であり、お客様にお詫びするとともに、全職員が一丸となって、記録の補正、受給者の方については再裁定処理を早急に行うことが、今の職員の努めであり、最優先課題として取り組む必要がある。 ●記録問題の存在を知った時期 平成19年春である。	●自身の対応 当時、事務局国民年金対策官の職にあり、加入記録の整備、お客様からの照会裏、フォローアップ照会、1466万件等々、事務局や事務所の先頭にたち、全職員を動員し平日だけでなく土日についても、記録問題の早期解決に向けて取り組んだと認識している。 ●年金記録問題 ①制度発足当時から、「一人一番号」の原則があるにもかかわらず、平成9年に基礎年金番号が導入されるまで、広報も充分でなかったうえに安易に番号を払い出したことが最も大きな原因である。 ②中央での年金裁定にあたり、加入記録の整備をしないままに裁定処理を行っていた時期がある。(事業所記号不明、取得喪失のマルメ等) このことにより、受給中の年金に含まれている記録でありながら、手番として5000万件に含まれる記録が存在している。 ③長期給付の基になる記録でありながら、保存年限が永年保存とされていないために、紙の加入記録や脱退手当金支給記録が既に廃棄されており、お客様の照会等に対応できないものがある。
9757	本庁	その他(本庁)	特にありません。	早期解決のため、人を増員する。 特別便の未回答者は高齢者を優先に戸別訪問を行う。	年金制度に対する信頼が大きく損なわれる恐れがある大きな問題だと感じていました。 国会で記録問題が話題になった頃だったと思います。	窓口に来たお客さんに対しては加入記録の確認を徹底して行いました。年金請求時に記録の確認を怠ったことが反省すべき点のひとつだと考えます。
9758	地方庁	社会保険事務所課長級以上		人海戦術しかないと思われます。	なるべく早く解決しなければいけない問題。 5年前くらい。	できるだけ期間の判明に力をいれた。 作業時間が足りなかった。
9759	本庁	その他(本庁)	ピークの頃にかなりさまざまな問題が取り上げられていたと思います。世間一般にまだ報道等がされていない問題は、現時点で思い浮かびません	定期的にご自身の記録を確認していただくことが、今後の問題の解決につながると思います。	新規採用で年金給付課に配属されたとき、未統合の手番が、かなりあるということを知りました。しかしながら、それらの多くは、年金裁定時に確認をとって解決されていくものと認識していました。平成19年頃、報道されるようになって特に年金受給者の方について未統合の記録がまだかなりあることを知りました。	年金裁定審査時に氏名検索等、記録の確認をおこなっていました。しかし、オンライン記録の氏名、生年月日の入力誤りがこれほど多いとは考おらず、もっと入念な確認が必要だったと反省しています。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9760	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし 問題点については、公表されていると思っている。	なし	特別なこととは思っていなかった。 年金の受給時に確認すればよいことと思っていた。 現在の部署に異動してから知ったことが多い。	上司からの指示があったことを行った。 ありりにもいくつもの事項を一度に行ったため、どの事項にも人を十分に集中して投入できず、それぞれに時間がかかってしまっている。、 対応の順番として、受給者の整理をした後に、被保険者、回答がない者のﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ、紙台帳の確認作業というように、順序だてて行い、その間に問題点の洗い出しをして、新組織への移行を考えた方がよかったのではないかと思う。 ひとつの事項に経験や知識ののある人員を集中的に投入して終わらせて、次の事項にその人員を切り替えて投入していった方が効率的でお客さまを長時間待たせることは避けれたと思う。
9761	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	現時点においては、策定された工程表、スケジュールのとおり対応するしかないと思います。変更予定であれば別ですが。	受給権者、被保険者全員に関わる問題であり、国としての記録管理に関する認識が甘かったこと、被保険者に対する制度周知がなされていなかったことが問題であると考えます。 いつ頃と問われましても答えようがありません。	組織の問題なので、その組織の一員として「懇切・丁寧」な対応を心がけています。 国としての記録管理に関する認識が甘かったことと、被保険者に対する制度周知がなされていなかったことが反省点であると考えます。
9762	地方庁	その他(社会保険事務所)	これまでの年金制度は、事業主と役所間での届けが基本になっております。そこには、被保険者は、登場しません。その上、以前は、国年厚年と制度がちがいましたので管理にも問題がありました。制度上の問題でもあります。 当事者としては、慣例に流されチェックを怠り安易な気持ちで業務をしていたのも事実です。	管理の徹底につきますが、年金制度の周知をもっとやってほしい。制度の歴史も踏まえた上で時間をかけて修復してほしい。 総合調査の強化、事業主の虚偽の届けに対する罰則の強化適用、徴収での分任官の育成等現行の業務に加えて検討してほしい。	このように大きな問題になるとは思ってませんでした。年金記録の統合も年金受給時に統合すればいいと考えておりました。存在を知ったのは、適用業務をしていて年金番号をいくつも持っ手いる方が大変多いので年金を受給する頃には、忘れてしまうかもしれないと役所に勤め始めた頃おもいました。	制度上の問題とかたずけることなく、問題意識をもって業務に取り組む姿勢が大事だとおもいました。また、いろんな機会を通じて国民に年金制度をもっと周知すべきと痛感しております。
9763	地方庁	その他(社会保険事務所)	しりません。		基礎年金番号導入時に記録の統合が速やかにされなかった事も問題と言われていることの原因の一つだと思います。 基礎年金番号通知送付時に返信すべき物をきちんとしていれば防げた事例も多々あります。 問題は国民年金業務課に配属され記録照会業務をするようになって実感しました。	速やかに統合処理が進めば解決するものも多々あるので、その様にできればよいと思います。が、記録問題ばかりが仕事ではなく他にやらなければならない通常業務も多大にある中で職員が減らされ、業務制限がある派遣職員等で人数的にだけ確保されても速やかに仕事ははかどりません。 反省点とのことですが、いつの時代まで遡ればこのような問題がおこらなかったのか分かりませ
9764	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	多くの人を投入して、処理件数を増やしていくことです。	社会保険事務所の年金給付課にいた頃(7～8年前)に、裁定請求時に本人にこれまでの職歴を確認した際、基礎年金番号に統合されていない手帳番号があったり、旧姓での記録が手帳番号としてあったケースがありました。	裁定請求時には基礎年金番号に収録されている記録以外に勤めたり、国民年金を納めたことがないかの確認を行いました。 また、現時点でみた場合に個人の年金記録(期間等だけでなく標準報酬月額等含めて)について定期的にお知らせ・確認いただく努力が不十分であったと思います。
9765	地方庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知りません。	現在、この問題の解決に向けて、処理体制を整えて職員ひとりひとりが真剣に取組んでいます。引き続き体制を維持しながらお客様からの照会に対してコツコツと粘り強く調査・確認をしていくことしかない。	この年金記録問題では次のようなことが考えられると思います。 ◎以前は、転職するたびに新規の厚生年金保険の番号が待てたことにより一人で複数の番号を所有したこと。(転職するときに被保険者が所得している厚生年金を雇用先に提示しないため容易に新たな番号が付されるケースがある。) ◎紙台帳管理から機械管理(オンライン)に移行する際に十分な切り替え作業が出来なかったかも知れないこと。(自分はその当時に担当していなかったのではわからないが) ◎平成9年の基礎年金番号への統合処理の際にその当時は年金に関して関心があまりなかったのか各被保険者からの回答が十分でなく統合処理があまり進まなかったこと。	入力処理後の原義の記載内容と入力した内容との突合・確認をさらに徹底させて適正な記録管理をする。 「問題点・反省点」 ◎各種届書には、記載内容を証明する資料の添付が必要でないものがあり、正確な情報が届けられないケースがあると思われる。(特に、女性は転職するたびに生年月日など正確に雇用先に届けないケースなどがあり統合できない問題が生じている。) ◎事業主は届けた内容について被保険者に通知をしなければならないことになっているが、それらが十分でないため被保険者が知らないケースがあること。
9766	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金手帳を複数もつ人については、わざわざお越しいただかなくてもよく、年金受給の手続きの際に記録統合していくものとおもっていました。 その為に、それまでの期間に忘れることがないよう、会社名や期間を記入できるﾍﾟｰｼﾞが手帳には用意されていると。 記録の改ざんなどは、テレビの報道などで知りました。	早い時点で、一人一番号の払出しに統一されていたら、今行っている記録の確認や調査・統合など大多数が不要だったと思われます。 また、年配の方の、WMに記録を整備した際の考えられないようないい加減さで処理をおこなっていたような話を聞くと、簡単な入力チェックさえも怠っていたのではないかと思います。 その都度出来ていればと思います。 報酬改ざん等については、内容の確認できる添付書類の徹底があれば、もう少し違ったのではないかと思います。 法人だから強制加入という適用では、今後も保険料払えない事業所が出てくるのは必然かとも思います。加入条件について、法改正あるべきだと思います。
9767	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に走りません		在職中、年金記録について最低でも年金裁定の際には本人の記録はすべて統合され正しい年金額支払われると考えておりました。しかし数年前マスコミ等に年金記録問題が取り上げられはじめてから年金記録に不備等があることを知りました。それ以降年金記録問題については、年金受給開始まで大切に管理されるべき年金記録が、未統合や誰のものかわからない状況は国民に不利益、不安を与える重大な問題であると認識していました。	年金記録の回復について私は通常業務のほかに休日等で記録照合の作業に参加しました。また、届書を処理する上でも年金記録の取り扱いには細心の注意を払っていました。 記録の管理体制が、万全でなかったことは事実であり最大の反省点だと思います。紙による記録の保管は今日の磁気媒体による管理に遠く及びません。現在のシステムもいつか古くなります。おそらく定期的に記録の確認(組織的、または年金通帳を使った本人による確認)が必要と考えます。
9768	地方庁	その他(社会保険事務所)				
9769	地方庁	その他(社会保険事務所)	新聞・テレビに取り上げられてから新たな問題を知る事が多く、具体的に思いつく事は今のところありません。	どんな問題であっても誠意をこめて取り組んで解決していくしかないと考えています。	最初に気づいたのは、平成16年の採用当時に基礎年金番号一つで管理されているはずなのに、年金手帳が2個以上ある人が普通に存在するのを知った時です。 自分自身が1回の引越しで年金手帳を紛失したことがあるのに、何冊も持っていて管理できるのかと不安に思いました。	電話等による問い合わせで手帳が2冊以上ある事が分かった場合、年金を請求するときに確認すれば大丈夫ですという考えではなく、今すぐに記録を確認させていただいて記録整理させてもらうように話をしてきました。また、年金特別便による記録の確認については、自分が最初に応対したお客様は自分の所で話しを聞いて解決するよう心がけました。 基礎年金番号制度導入時に、全ての方の番号を統一仕切れないまま何年もそのままにしておいたのは反省すべき問題です。また、昔の厚年記録・国年記録がないの問い合わせの時は、まず記録があるはずだという視点で探すように努力しています。
9770	本庁	その他(本庁)		まだ、正しい額が支払われていない方もおられるので、人員を増員して、一刻も早く、全員が正しい年金額をもらえるようにするべきだと思います。	平成19年頃だったと思います。年金受給者、特に高齢の受給者のためにも、緊急に処理しなければならない問題であると認識していました。	当時、年金給付課であったため、少しでも早く年金受給者に正しい額の年金を受給してもらうために、遅滞なく業務センターに年金の再裁定の書類を送ろうと心がけていました。 この問題の反省点については、基礎年金番号ができた当時、もう少し綿密な事務処理をしていれば、よかったのではないかと思います。
9771	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金記録問題については、高齢者の方々が多いため、過去の記憶についてもあいまいであるため、全国的に一定の具体的な指標を設定し、その具体的な指標にあてはめて判断をしていくという方策が必要ではないかと考えます。	採用時(昭和61年)は、国民年金担当課であったため、社会保険オンラインシステムにおいて紙台帳から正確に切り替えられていないことを認識していました。	以上の認識であったため、国民年金在任時については、過去の国民年金記録について不明な部分は紙台帳を必ず確認し処理を行ってきました。 しかし一方で業務が増大する中で全体での基本的な確認がおろそかになっていたということが反省点として挙げられると思います。
9772	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	特別便・定期便で社会保険庁が保有している記録についてお知らせしているのであとは相談に来られたお客様に丁寧に対応していくことだと思います。	事務所に相談に来られるお客様の数も通常の倍以上でまた年金に対する不安や怒りを持っておられ、そういった不信感を払拭し、加入者も受給者も安心できる年金制度にしていかなければならないと認識していました。年金問題については、記録のもれについては、年金給付課で裁定請求の相談時に旧姓での記録が基礎年金番号に統合されていないということはあったのでその程度は認識していましたが、平成18・19年頃マスコミ等で報道された際にいろいろな問題があること	お客様の相談に丁寧に対応していくようこころがけました。ねんきん定期便のように相互に確認しあうようなサービスが昔からあればよかったことと、基礎年金番号制度ができた際に記録の整理をきちんとしておけばよかったと思います。
9773	地方庁	その他(社会保険事務局)	昔、厚生年金の取得記録を紙台帳で保管していた時代には、紙台帳から切り離した紙を遡及しており、新規取得と再取得は、(耳をつける・残す)進達様式が違うが担当者により処理する際適切に進達していないこともあったなどと先輩に聞いたことがあります。 国民年金の紙台帳は、今もマイクロフイルムとして見れるものもありますが、印紙納付であったために「納付の日にち」までを完全に記録していないものも多々あるということ。 平成元年2年ころ、管内市町村に出張して、未納保険料の納付書発送前に市町村の納付記録と突合作業をしていたが合わないものも市町村ごと数件あった。あわないものは、後で調査をしていました。すべての社会保険事務所において、そのような突合処理をしていたのかどうかはわかりません。 社会保険料の金額の突合せは、(入力締切日の関係もあり)各事業所の担当者の力量によりしていないところが大半だったのではないでしょうか。いつの給料から保険料を引くのかなどの基本的な質問の電話照会がありましたから。もちろん、社会保険事務所の取得喪失の入力時には	現在も、進行中の作業のはずですが、紙台帳とWM収録記録とをつき合わせていくことが、第一歩ではないでしょうか。 これも進行中ですが、今までは、対市区町村とか対事業所としかあまり向き合ってはいなかったけれど、対個人に対して記録を公開することで整合性が保たれるのではないかと考えます。	年金記録問題を知ったのは、マスコミでの報道でですが、(6)に書いたようにその仕事に就いているときから、年金の記録というのは「本人」には詳しくわかりえない管理をしているなあとぼんやりとですが思っていました。	お客様から相談されたときには、自分の持てる知識を総動員して調べたり対応したりしていました。 反省点というのは、先にも書きましたが、対個人あての告知をしていなかったのが、大本の原因であり反省すべき点だと思います。 今般の年金記録問題というのは、未収録記録(未納)の問題だけでも「どこ」が悪かったのかということは、原因は様々あるとは思います。加入者本人・事業所・市区町村・社会保険事務所・社会保険庁・厚生省みんな責任があります。 今でも思うのですが、年金の制度自体が難解すぎることが大きな一因でもありますが,難しくとも広く広報などして国民の皆さんに制度についてご理解いただく必要があります。担当している役所の人間としては、「当然」でも普通一般には「なぜ」ということがたくさんあるからです。
9774	地方庁	社会保険事務所長	知りません。	統台帳の完全電子化と検索システムの確立。 記録確認業務の取扱マニュアル、通知等を一括管理し、確認作業を行いやすくする。	記録管理は通知等に基づき、きちんと行っていたと感じていた。 平成19年に年金記録問題が公表され、そこで全体の概要を知った。	年金記録問題の解決のための各種通知に基づき記録の統合をきちんと進めることに努めた。 記録管理の企画総括部門(トップ)が現状を知らなかったことが大きな原因と思う。
9775	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	・原簿とデータの突合せ	国民にたいして年金に対する不信を与えてしまった大きな原因である。 基礎年金番号導入時に年金番号が一人で複数もっている人もいるので、その時にこのような事態があうとは思ったが、ここまで大きい問題になるとは、思わなかった。	事務所での窓口対応の際には、こられたお客様の立場にたった接客を心がけて対応しました。 基礎年金番号導入時、職場内では、準備不足との声が多かった。 複数の年金番号を持っている方へ事前に調査をし、ある程度処理が進んでから実行すべきだっ

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9776	地方庁	その他(社会保険事務局)	離婚、または再婚により不該当となる配偶者加給金や遺族年金の本人からの申し出が無い場合の過払い	加入事業所の名称、所在地、現在の加入人数、保険料の納付状況をインターネット上で公表、毎月更新していく。同様に過去の状況は順次、公表していく。同時に被保険者からの記録照会の結果、未加入事業所が判明した場合も事業所の名称、所在地、年代を同様に公表していく。	本人、事業所、社会保険事務所、厚生省のそれぞれの問題。本人は手帳を無くしても継続せずに、過去に加入したことが無いとして、新規に手帳を発行申請する。事業所は、本人の履歴書を見ても、加入なしとして、新規に手帳を発行申請する。社会保険事務所は、本人の履歴不明で事業所からの申し立てでしか処理できない。また、記録照会の人員を予算や定員の関係で増やせない。厚生省は、予算や定員を増やして対応させていない。年金請求時点で調査する時に知っ	年金請求や手帳再交付の申請時に履歴確認した。 年金制度の発足時から、基礎年金番号制にし、全員強制加入にしていればよかった。
9777	本庁	その他(本庁)		今後は一切発生させないシステム、事務処理方法の作成。 過去のものは、地道に対処していくしかないのでは。	入庁してまもなく、番号統合の事務を行ってから知りました。 年金番号の重要性についての認識が職員もですが、それ以上に住民も甘い以上はずっとつづくのではないでしょうか。	窓口での聴取。年金記録を来所時に本人に確認するなど。 制度発足時に登録項目に住所が入ってない、氏名漢字が適当、収録はできていてもあとから本人と断定する資料がない、など、また本人への通知をまったくしていなかったため、問題の発生が遅れてしまったことが、問題であると思います。
9778	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	特に思いつきません。	基礎年金番号が始まる以前、年金給付課で仕事をしていましたが、年金請求の記録確認の際に、オンライン記録に無いものや氏名等が誤っているものがありましたが、当時は切替誤り等のレアケースだと思い問題意識はあまりありませんでした。平成19年の報道等で件数等を知りびっ	年金請求時と同じく、お客様のお申出を詳しく聞き記録に結びつくよう確実な調査を心掛けています。 紙台帳のすべてがオンライン記録に反映されていないことが、大きな問題だと思います。
9779	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じ上げません。	現在進めている、様々な対策(年金特別便・定期便、再裁定の集中処理等)を強力に推し進める事につきる、と考えます。	過去歴代の年金行政に携わってきた先輩たちの怠慢が招いた国民問題。 平成19年5月。	年金相談を担当しておりましたので、年金の請求手続きにお客様がいらっしゃった場合、判明している記録以外に請求者の記録が無いかを徹底的に確認するようにいたしました。 申請主義に極度に依存していたというところが反省点です。
9780	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	年金特別便発送以来、個人宛に年金記録を送付し情報提供は行っている。問題の解決にあたっては、社保庁側で解決できる問題ではないので、国民側からの情報提供を待つしかないと思われる。	宙に浮いた年金番号については、基礎年金番号導入時の未統合記録分だと思っていた。また、年金請求時には、未統合年金記録についても調査し統合するものだと思っていたので、このような問題になるとは想定していなかった。	現時点でみた場合の反省点としては、年金記録自体においては、これまで本人が申請しない限り届かなかった点にあると思われる。国民年金においては、本人が手続き漏れしていた当時の記録(すでに時効経過している期間の記録)を判明した段階で資格記録追加している点が問題である。厚生年金においては、標準報酬月額に関する通知が行くようになっていない点は課題として残ると思われる。個人宛への周知(通知等)を事業所任せにしているところに問題がある。
9781	本庁	その他(本庁)		こちらの記録とご本人の記憶をすり合わせなければならない為、1件1件地道に解決していくよりほか無いと思います。	オンライン導入以降、紙台帳の記録を機械管理するように進めていればこれほどの問題にはならなかったと思います。ただし、当時のハードではできないことや予算の問題もあり、今だから出来ることが当時できたかというと、それも疑問に思います。 過去の年金記録について問題となったことを知ったのはニュース等で取り上げられるようになってからですが、記録照会は以前から通常業務としてあったため、それがこのような問題になったことにはとまどいも感じました。	特別便が始まった頃は窓口業務だったため、実際にお客様と顔をあわせて1件でも多く解決できるよう取り組んできました。 短期間に大量のお知らせなど送付したため、それに対する照会や判明した記録についての再裁定が追いつかない状況に陥り、それがさらに問題視されてしまっていることが、反省すべき点だと思います。さらに、その対応を優先すべく、保険料徴収などの他の業務に影響がでているように見受けられます。将来的にそれらがさらに問題視されるのではないかと危惧しております。
9782	本庁	地方社会保険事務局課長級以上	なし	記録について社会保険庁の職員も含め、無関心だったからこのような事態に発展したのだと思う。 自分のの年金記録について本人がいつでも手軽に確認できて、関心を持ってもらう必要があるともう。 名前の記載の無い台帳や、字が汚くて読めないので誰の記録か、判断できないものが多数存在	[redacted] このことについては良く知っている。こんな記録の管理の仕方をしていていいのかなあ？と思いながら仕事をしていた。	記録課にいたときは、自分に割り当てられた仕事をこなすことでいっぱいであまり深く考えていなかった。あまりに件数が多すぎて一係員がどうこうできるレベルの問題ではなかったので、いつかこういうことになるのではと心配しながら仕事をしていた。気づいた時点でもっと何かすべきだと反省している。
9783	本庁	その他(本庁)	ありません。	完全な解決はまず無理だと思われるが(状況証拠の不完全さや、年月がたっていること等により)、現状のような事務所が現業とともに調査をするという方法ではなく、別に専門の部署(組織)を設立し、専念させた方がより早期に調査はできると思う。	裁定請求時の本人への期間確認をしっかり行っておけば多少防げたであろう問題(そうでないケースも多々あるが･･･)と認識していた。 問題自体を知ったのは、報道されてからである。	記録照会や、手続き(当時は国民年金課だったため、任意加入の手続きが主)の際には必ず氏名索引(旧姓もあわせて)を行ったうえで相談に応じた。 問題点はやはり、窓口での本人への確認不足。その他は、とくべつ便が始まった時の出力誤りが多かったことも問題だったと思う。送付前に必ずチェックはすべきであった。
9784	地方庁	その他(社会保険事務所)	以前は、多くの窓口に来所されるお客様は名前、生年月日を勤める事業所ごとにちょっと変えました、と公然とお話をし、又厚生年金被保険者証を何枚もお持ちになりました。今も生年月日の違う方が多く見られます。	年金記録問題は加入される被保険者一人一人の問題です。あくまでも理解を求めるしかないのではないでしょうか。	事業所の担当者の姿から想像できましたが、ほとんどが年金請求の際の調査で解決していたと思っていますが、いつのころか年金請求者の協力を得られない状態が続いていました。そのためではないでしょうか。	被保険者一人一人の協力を得られなくなった状態の中での、報道による宣伝は大きかったのではないでしょうか。但し曲がった報道でしたが。
9785	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	マイクロは戦争・火災で焼失しているものが多々ある。宙に浮いた記録0件になるまで行うのは不可能では？	まず、「この年金問題を2年で解決します。」という無理なことは止めること。不可能です。本人・配偶者が共に死亡しているケースが数え切れないほどあります。仮に全員生存していたとしても10年以上かかります。また、「2年」という縛りのために「とりあえず数をこなせばいい」という状況に必ずなります。国民年金強制徴収業務や適用拡大の業務を中止してでも年金記録問題解決に当たって欲しい。	まず、「(未適用の事業所でも)勤めていたのだから必ず社会保険にかかっているはずだ」「61年4月以前から夫の給与から天引きされて3号になっていた」等々間違った認識が多々ある。国が年金についてあまりにも国民に周知してこなかったのが問題か？ 事業所に対しての指導もきちんとされていたのか。新規採用時、今まで使用していた厚生年金手帳番号を本人より聴取せずに新規払出しているだろうケースが目立つ。これでは手番ばかり増え宙に浮く件数が多いのは当たり前。 また、今回のとくべつ便についても数をさばくのを優先し、ぞんざいな内容となりかえっていらぬ不安を与えてしまっているケースが多い。もっと時間をかけ、年金に詳しい専門チームで行わないと無駄な投金を使うこととなる。	同じような質問内容でも人により回答が異なることがある。一律の回答をせず、ひとりひとり、丁寧に回答するのが基本。 これからのことでもあるが、安易に民間委託業務を行わないで欲しい。「多少間違えてもノルマ優先」はこの職場にはそぐいません。過去の過ちを繰り返さないで欲しい。
9786	本庁	その他(社会保険事務局)				
9787	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金相談の際、明らかに本人らしき記録があるにもかかわらず、本人が認識していなければ同一人物とは特定できなかった。	本人とほぼ特定できるような記録については、本人に意見を求めるようにしたが、高齢者や鞭をてんてんとしている方については特定できなかった。手番で管理していた時代があったのでさけては通れない問題だと思う。
9788	地方庁	その他(社会保険事務所)		まず、お客様からご提出いただいている記録照会について早急に回答すること。	基礎年金番号に統合されていない手帳番号があるということは知っていましたが、年金裁定時に必ず確認して統合していると先並から説明を受けて納得していました。入庁して数年間は健保の業務をしていたため、それ以上の内容については正直なところわかっていませんでした。	年金記録に訂正があると申し出される客様のお話を少しでも細かく聞き取りできるよう丁寧に対応し、事務処理も迅速にするよう努めています。 そもそもの制度が、大量の未統合の手帳番号を残す結果を招いたのではないかと思いますが、いまは少しでも早く手帳番号を統合するしかないと思います。
9789	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし		国民年金は紙台帳で管理していたときからすでに始まっていた問題。存在を知ったのは平成12年から平成13年の間と思う。	その都度、上司へ報告し記録の訂正を行った。WMの記録の訂正は上司の許可がないと変更できないため。反省点は紙台帳、マイクロ、WMの記録を比べたときWMが間違っているはずはないという先入観が平成採用者はあったと思う。国の記録がこれほど間違っているとは思わな
9790	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	地道に、統合されていない記録の持ち主を探す。	大変な問題と認識している。新聞等の報道で知った。	こつこつとやっていくしかないと思っている。 この問題は、事務処理をその都度きちんとしないで先送りにしたことが原因だと思う。
9791	地方庁	その他(社会保険事務局)		お客様への徹底した調査が必要かと思われます。 ですが、返放年金を受給されている方に、配偶者の過去(結婚前の記録など)について調査を行うのは、困難が生じることも考えられることから、この場合には別の方策を考えなければならないと思います。	当問題の存在を知ったのは、ねんきん特別便の発送についての話が出た頃です。 当初は、基礎年金番号による一人一つの番号による記録管理ができなかったこと、年金制度の周知徹底の不足、年金請求時の確認の不足等による問題と認識しています。	ねんきん特別便等にかかる来客者、また電話応対にかかり、お客様の記録調査を懸命におこないました。 当問題にかかる反省点は、上記に掲げたものなどに因ると思いますが、年金請求時の確認の不足等について、今後職員一人一人が更に意識を高めていかなければならないと考えます。
9792	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	人員をかけての取り組みが必要だと思います。	最重要課題だと認識しています。 私が働きだした時には公になっていました。	通常業務以外に記録問題の業務を受け持ち対応しました。
9793	本庁	その他(本庁)	世間一般に知られていないかどうかは不明だが、自分がかつて手書きの厚年台帳で被保険者記録を調査していた際に、生年月日が存在しない日で記入されていた例をいくつか見たことがある。(例:「大正16年」「2月30日」等)また、その手書き台帳のなかには、書いてある文字がまったく読めないというケースも多数あった。	残る手書き台帳の確認を時間を、時間をかけてでもじっくりやっていくしかないと思われる。	国家を揺るがす問題と考えていた。問題の詳細は実際にマスコミに大きく取り上げられるまで詳しく知らなかった。が、事の詳細を知ると、そのマスコミの取り上げ方があまりに一方的かつ扇動的で敵意にみちたものであったため、問題の本質を議論することがなく、ただ批判だけを浴びていることが残念だった。	ねんきん特別便の送付を開始してからというもの、毎日のように事務所に押し寄せる来客と鳴り止まない電話の対応に追われるだけだったため、正直なところ問題意識を抱えたまま仕事をすることなどできなかった。当時の記録の管理を現在の基準に合わせて考えるのはフェアとはいえないが、それを差し引いても手書台帳の管理方法や、WMへの記録の移行作業に難があった点は批判を免れないと思われる。また、年金記録問題解決に向けてのプロセスにしても、一刻も早く解決しないといけないという事情は理解しているが、事務所側が対応しきれないのに次々と特別便を送付した結果、お客さんが事務所に押し寄せて事務所機能がマヒしたのは記憶に新しいところである。これではかえって不信を煽るだけである。今後も記録問題を対応することになるわけだが、拙速な対応は避けるべきだと思う。拙速が過ぎるとその分ひずみがでてきてしまい、上記のようなことになってしまう。事務処理のミスも増大しかねない。時間がかかっても着実な解決
9794	地方庁	その他(社会保険事務局)				
9795	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません	丹念に1つ1つ確認していくしかないと思う。	被保険者の意識に乏があり、年金請求時にきちんとすればよいと認識していた。	基礎年番を付番したときに、もう少していねいにやるべきだったのかも知れない。
9796	地方庁	その他(社会保険事務所)	採用から4年半になりますが、世間一般以上のことで知っていることは、特にございません。 ただ、採用直後、年金給付課に配属されていた際に、国民年金の記録で、納付や免除等の記録が全くのゼロであった場合、確認や統合の必要がないと教わったことがあったので、いわゆる「宙に浮いた年金」の一因にはなっているなと認識しております。	早急な解決が必要であることも確かですし、政治的な問題で期限が決まることもわかるのですが、様々な情報提供、処理の受付を始める前に、それを受け入れるための基本的な準備が必要であると考えます。人的にも技術的にも体制を整える前に始めてしまうと、特別便と同じように、お客様に何度も確認お願いしたり、見つかる記録も見つからなかったり、かえってお待たせしたりといった事態になってしまうと思います。まずは、この組織として持っている記録の情報を整備し、誰もが確認できる状態にしたうえで、お客様への確認作業に入るべきではないでしょうか。	この組織の存在意義を揺るがす問題であり、技術的に不可能であったこと、 制度として整備が完成されていなかったこともあるにしても、これまでの積み重ねで起こってしまった問題であるため、組織としてきちんと責任を持って対処すべきものであると認識しております。 このような問題の存在を知ったのは、この組織に加わって少し経った頃です。 まだ、記録問題として騒がれる前ではありましたが、年金相談の窓口に出た際に、「数年前に来たときにはエラそうに言われた」とか、「ここで働いていたと言っても調べてもくれなかった」といった声をお客様から聞くことが頻繁にあり、入ったばかりの私でも探し出せるような記録が抜けていたときに薄々とは認識するようになりました。	お客様のお話をできる限り丁寧に聞き、記録の回復が図られるようにと心がけて対応するようにして参りました。 しかし、年金記録問題が大きく取り上げられて、やっと最近になってマイクロ画面の受信にかかる時間が短縮されたり、全国の事業所検索が可能となったりと、これまでの対応を考えるとまだ不十分であり、今であれば判明させられる記録があったのではないかと悔やまれます。 また、記録の整備が進み、正しい記録の回復が図られるようになってきた中で、これを根底から覆すような議論(国民年金の記録について1年以内の申立であれば、国庫負担分を原則認めるかのような乱暴な解決策)が政治主導でなされている点が、非常に残念でなりません。
9797	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません。	一件一件を着実に片付け、解決に向け努力するしかないと考えます。	完結すべき問題だと認識しております。 平成18年度中に問題が頻出した際に知りました。	一人ひとり、一件一件を丁寧に対応しました。 挙げられるべき反省点は、正確な記録の管理については事業主、被保険者と緊密に連携し、正確な届出がなされているかの管理を徹底すべきであったと思います。また標準報酬の改ざんについても資格、報酬の遡及訂正などではなく、厳格に滞納処分を執行すべきであったと思いま

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9798	地方庁	その他(社会保険事務局)	とくにありません。	まずは地道に1件1件処理して終わらせていくしかないと思います。	全員で一丸となって取り組むべき問題であると思っております。 入職して勤務をする前から報道等で知っておりました。	みんなで少しずつ分担し、記録を調べ、連絡を取り、処理をしていきました。 せっかく記録が見つかっても再裁定の処理がかなりかかっているのですこしでも早くしないといけないと思います。処理内容の差があるとはいえ、後からの申請者のほうが早く受給開始になるのは矛盾しているのではないでしょうか。
9799	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にございません。		年金が「請求主義」という元で仕事をしていましたので、ご本人の申し出によるものがごく当たり前の事と思っておりました。 「消えた年金」と騒がれるにつれ、「紙」から「電子媒体」に切り替える際の記録管理の杜撰さを知りました。	お申し出に対し真摯に対応し、できる限りの確認をいたしました。 機械に切り替えたことにより「安心」と思って、紙ベースであった物のすべてを保管またはマイクロ化していなかった事がより問題を大きくしたと思う。
9800	本庁	その他(本庁)	特にありません。	地道に努力するのみです。	すべての記録が完全であるとは思っていませんでしたが、不備の記録が見つかった時に調査して正しい記録に直していくしか方法がないと考えていました。 時期については正確には覚えていません。	期間照会、年金請求時に不備の記録やいわゆる浮いた記録を補正していました。 早い段階で年金問題が分かっていたもなら、もっと早い対応をするべきだったと思います。
9801	地方庁	その他(社会保険事務局)	世間一般に知られていることしか知りません。	人、モノ、お金を投入して、記録の調査や訂正業務にあたる必要がある。そのためにも、システム開発や、人材の育成が不可欠だと考える。 その際、その場しのぎの対応ではなく、後々のことまで考えた対応をしなければならないと思う。	過去に、危機意識もなく、とりあえずその場の処理が終われば良いという、安易な考えのもと、業務処理が行われてきた結果だと思う。年金給付の業務をやり始めた、H18年ごろから、年金記録に疑問を持つようになった。しかし、当時は、それが当たり前だと考えられていたので、しょうがないと思っていた。	国民目線にたった常識と、正義感で、正しい処理を心がけている。 ただ、目先の数をこなすことにだけとらわれていては、いけないと思う。 しかし、現状として、どこの事務所も業務センターも、大量の業務処理に追われていることが懸念される。 せっぱ詰まった状況では、冷静な判断力を欠いてしまう恐れがある。ちゃんとした知識も経験もない状態で、業務にあたるのは大変危険である。 本人は悪気がないかも知れないが、知らず知らずのうちにミスを起こしてしまい、誤った再裁定など、第二の記録問題にも発展しかねない。 ただ量をこなすのではなく、多少時間がかかっても、正しい判断と正確な処理をしないといけないと思う。
9802	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	旧台帳を地道に確認するしかないと思います。旧台帳も不備があった場合、 ご本人の記録かどうか確定するのが難しいケースもあり、効果的な方策はわかりません。		国民のみなさまからお預かりした、保険料を適切に管理できていなかった点を反省し信頼回復のために業務に励むことが重要と考えます。
9803	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金(旧法)の時代は、世帯(夫婦)での納付が困難な状況の場合は、 夫の年金権(25年以上等)が確保されていれば、母子年金該当の場合を考慮して、妻の納付を優先したらどうかと、情報提供していた。(一般的に、夫の方が、年齢がうえのため)	記録の未統合に関しては、払出簿をすべて一件づつ確認して、消しこんでいき、残された番号を特定し、別途、個別追加調査ができないものかと考える。 未加入・未納に関しては、社会保険側の記録を基本としながら、本人の領収書・時効特例法・第三者委員会の斡旋に基づき、整理していくべきだと考える。	社会保険及び自治体の入力誤り等を別にすれば、本人の記憶違い・事業所本体の未適用・見習い期間等による未加入・事業所からの個人適用の見届と認識していた。 昭和60年代中盤、年金給付課勤務時代です。	個別事案ごとに、記録に基づいて対処した。 組織的な問題が内在する可能性があると、上司と深く協議すべきだったかもしれない。
9804	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	年金記録調査作業の強化。	国民に対して年金の不信感を持たせてしまった重大な問題。 マスコミにて宙に浮いた年金として報道されたとき。	お客様に対して、親切・丁寧な対応。 不完全な年金記録オンライン化。
9805	地方庁	その他(社会保険事務所)	一般的なことしか知りません	問題を整理して間違った報道をしないような指導 被保険者に対する周知、広報、サービスを徹底する。 その一つとして、届出の方法(添付書類など)の簡素化だと思う	機械に収録されていない記録も台帳があるので、本人から照会があれば判明、統合できるものと思っていた。	自分自身の認識が甘かったという反省 制度開始から年金制度が周知されていなく、被保険者自身にも、もっと認識させることが必要だったと思う。 わかりやすい年金制度にする(記録問題とは違うが年金額の計算にしても複雑でその複雑さが記録問題に対する不信感を増幅させているようなきがする。)
9806	本庁	その他(本庁)				
9807	地方庁	社会保険事務所長	一連の年金記録問題で少しは知られたのではないかとは思いますが、被保険者の資格取得日、資格喪失日及び標準報酬月額については、決定通知書に基づき、事業主が被保険者に通知することが法律で義務付けられているが、そのことを知らない事業主、被保険者がほとんどであると思います。	広報を通じて周知することも必要だと思いますが、労使協定の項目のひとつに盛り込むことなども良いのではないでしょうか。	これまで、年金記録に係る届書等を処理することは、その被保険者の人生設計の一部をお預かりしていることになると思い、年金記録は大事なものであるとの認識でもとで業務に当ってきたので、今、取り組んでいる年金記録問題が将来、発生するとは想像もしていませんでした。 年金記録問題は、年金制度発足時点からすでに始まっていたのではないかと思います。	年金記録は大事なものであるとの認識は変わらないので、引き続き、その認識のもとで対応していきたいと思います。 反省点としては、職員一人ひとりに年金記録の重要性に対する認識が足りなかったのではないでしょうか。
9808	本庁	その他(本庁)			信頼があって成り立つ年金制度である以上、早急に解決しなければならない問題だと思っていても、これまで長年にわたって放置されてきたものであり、容易に解決することは困難な問題だと考えていました。 統合されていない記録があることは知ってはいましたが、これほどの規模の問題であることを知ったのはねんきん特別便が始まってからでした。	年金給付に関する部署に所属したことがないため、年金の給付や記録について知識がほとんどなかったのですが、専門の職員に聞いたり自分で調べて、自分の担当外であっても自分にできることはやるようにしていました。 社会保険の適用や保険料の徴収に対して、年金給付に対する認識が甘かった(重きを置いていなかった)といえるのではないでしょうか。保険料の徴収などについても収納率などの実績に意識がありすぎて、年金権の確保というお客様の視点が欠けていたのかもしれません。 保険料を納めるのは義務ですからというだけではなく、今のあなたの記録はこうなっているので収めていけばこれだけもらえる、または収められないのなら免除申請しなければ将来年金がもらえなくなる、万が一のときに障害年金をうけられますですよという対応をしておけば少しは件数も少なかったのではないでしょうか。
9809	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	引き続き年金記録を、1件1件再確認することが、必要である。	①再取得時や基礎年金番号導入時に、国民年金や厚生年金の番号を複数所有する方が存在し、未統合であることを認識していました。 ②オンラインの記録と、台帳・被保険者名簿等の記録に相違があることが、記録補正処理時等に、認識していました。	①再取得時について、氏名等が重複する者については、過去に番号の払い出しがないか本人記録でないか確認していました。反省点は、基礎年金番号付番時に他の払い出しがないか名寄せが作業が不十分であり、年金記録等の情報提供ができていなかったことで、記録の訂正は、年金請求時点で、記録の訂正をする意識があったことだと思います。 ②オンラインに切替時点の入力誤りが原因で、入力後も入力結果の確認ができていない。
9810	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません	一件一件確認していくしかないと思います	年金は生活にかかわるものであり重要な問題であると認識していました。 問題の存在については、去年の又に知りました。	一件一件確実に対応しました。 反省点については、わかりません
9811	地方庁	その他(社会保険事務所)			誰のものか分からない記録が多数あることについて、それらを全部解明することが必要だが、それには年金業務に携わってきた職員の知識と経験がなくては解決できないと感じた。本人の申出から記録を探すにしても、決まった方法で探し出せるわけではなく、どうやってたどっていくかは1件1件違う。膨大な時間がかかる作業だが、高齢の方が年金の支給を待っているのであるから、1日も早く解決しないといけないと感じた。	電話や窓口で相談されるお客様は不安を抱えているので、現状について丁寧に説明するようにこころがけた。記録の検索については、自分のやり方だけでは不十分かもしれないので、周りに相談して十分に探してから回答した。 特別便の発送があったときなど、お客様が事務所に一度に殺到すると、現場はその対応だけで手一杯になってしまった。記録の解明作業を効率的に進めていくことがお客様に早く年金を支給できることになるのだから、限られた時間の中で記録問題を解決するためには、特別便の発送を分散させるなど、全体の流れを見てもう少し柔軟なやり方をしたほうが良かったと感じている。
9812	本庁	その他(本庁)	特にありません。	現行の方策で解決していくしかないと思います。人員をもう少し多く確保できればいいとおもいますが・・・。	いつ頃から知ったのは、はっきりと覚えておりません。しかし、少なくとも自分が入庁する前の基礎年金番号統合時期(平成9年1月)から社会保険庁自体、年金記録問題が起こることは認識していたはずだと思います。年金記録問題については、手番の払い出し過ぎ等が問題にあると思います。国民の皆様がお支払いしていただいた保険料を、しっかり年金に反映していないのは、国・政府として失態であり、早期に解決するべき問題と認識しています。	自分が所属する部署で行なえることは、国民年金保険料納付記録の追加・訂正に係る年金受給者の年金額の変更が主ですので、現在はそのことに対応しております。 この問題の反省点の1つとしては、基礎年金番号統合時代に他の基番・手番があるかどうか、徹底的・可及的速やかに国民の皆様に国・政府が周知させなかったことにあると思います。
9813	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません		記録もれや記録に誤りがあると正しい年金のお支払いができない	加入記録の確認
9814	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	世間一般にどのようなことが知られていて知られていないかわからないため答えられない。ただ、年金制度の変遷が知られていないために混乱をきたしているのだと思う。	一部のマスコミを中心にしてコンピューターの整備のされていない昭和の時代のことと混同して報道し混乱しているように思います。マスコミもそのことがわかっていながら大衆受けのする報道をしているように感じる。制度の変遷を丁寧に周知を図る必要かと思います。とくにマスコミには一部分しか報道していないが制度の全体像をよく把握をして報道してもらえるように願います。職員は決していい加減な仕事をしてきたわけではありません。	オンラインが整備されたころに相談コーナーに在籍してたが資格記録を照会すると兵い(4201)が兵(4200)で入力されているような間違いが多いと感じていた。また、氏名のふりがな違いなどが多くみられたがその都度訂正するしかないのかなとおもっていた。また、過去記録の整備ときには096の回答票に表示される事業所名や020－1－11の画面に事業所名称の誤りが多く業務センターに訂正を求めたが予算措置がされないから訂正出来ないといわれたことがある。 年金請求時に職歴を必ずたずねてオンライン整備された記録については探すことは可能であったが旧台帳の記録については申請書に職歴を記入し進達するしかなかったが年金裁定後に記録が脱落しているという申し出は少なかったように思う。	上記のようなことが発見されるたびに自分たちが訂正するとか整備の依頼をするしかないのでそのように対処していた。 年金請求時等のときに個々に対応していたが基礎年金番号導入後の過去記録の整備のときにもっと周知の徹底を図って行くべきだったと悔しまれる。
9815	本庁	その他(本庁)	これまでの調査等で出つくしていると思います。特に知りません。	正確に確実に調査し、処理していくことだと考えます。	問題と認識したのは、報道等で取り上げられるようになった平成19年頃です。存在を知ったのも同じ時期です。	当時私は徴収課所属でした。社会保険委員がいらっしゃる事業所へ調査のお願いにお伺いしたり、あるいは本人確認のため戸別訪問をしたり、記録問題は組織全体の最重要課題であるととらえ積極的に行動しました。 何十年も前から未統合記録は存在していたわけで、報道等で判明してからではなく、もっと早く重要な問題であるととらえ、誰の記録であるのか本格的な調査を行うべきだったと思います。
9816	地方庁	その他(社会保険事務局)	現在生じている年金記録問題以外は、特に存じていません。	現在の年金記録問題はシステムの改善(検索システム等)、保管記録の整備(旧台帳のカセットオープン等)、内部の処理体制が確立される前に、次々と方策が実施されたために、事務処理に時間を要している。 結果的に回答遅延、年金の再裁定遅延が生じ、国民の皆さまに輪をかけてご迷惑をおかけする結果となっているため、今後の方策を実施する前に、システムの改善、保管記録の整備、内部の処理体制を確立してから、着実に一つずつ実施する必要があると考えます。	社会保険庁による記録管理の不備と認識しています。 存在を知ったのは、マスコミ報道と同時期に認識しました。 宙に浮いた年金記録は、基礎年金番号が導入されたH9年以降の旧手番記録の統合契機が厚年・国年の資格取得申請や、被保険者からの申請、年金受給時しかなかったため、未統合手番記録が存在しているのは認識していました。 しかしながら、その統合契機は本庁から通知、事務連絡により示されていたため、地方庁はそれに従って統合処理を進めるしか対応ができない状態でした。	通知・事務連絡による統合処理を着実に実施していました。 現在の組織体制下では、本庁から示された通知・事務連絡に意見要望を上申することしかできない状態となっています。 当時も、意見要望は積極的に当時の管理者に具申しました。 企画立案部門の本庁が、実務を把握していない状態で方策の策定を行ない、地方庁に示された時はほとんど改善できないため、実務精通者を企画立案部門に配置し、重要案件については通知・事務連絡発出前に、地方庁からの意見を求めるなどの対処が必要と考えます。 また、民間の生保会社などの記録管理を行なっている者から意見を求めるなど、専門的視野と広域的視野の両面からの企画が重要ではと考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9817	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	詳細な作業工程を立て、段階を追って遂行すること	どのような問題か ・・・直接年金受給の金額にかかわるため、また私たちの事務処理の根幹をなすことであるため、重要視しなければならない いつ頃から ・・・報道等が加熱したときから	対応 ・・・記録確認を行う上で、更に慎重に本人情報を確認するとともに、できるだけ多く情報をお話しいただき、その他に記録が無いか、それが本人のもので間違いないか確認した。 反省点 ・・・裁定時にすべて記録を確認するという姿勢は改めなければならない。 また、お1人ずつ時間をかけて資料を確認し、記録に漏れがないように常に心がけなければならない。
9818	地方庁	その他(社会保険事務所)			社会保険庁の国としての年金制度、年金記録の管理の怠り。業務怠慢。平成19年頃。	現状を把握して、より意識的に業務を行うこと。お客様のための業務であることの再認識。民間では当たり前といった社会人マナーの見直し。 反省点…問題意識が希薄で、改良・改善に本腰を入れず、こうなっているのが当たり前で「しょうがない」とした、現場やお客様の声が全く反映されない運営の仕方。
9819	地方庁	その他(社会保険事務所)	台帳が水漫しになり被保険者番号が確認できなくなったことを 聞いたことがあります。	対策は分かりませんが、全力でお客様に尽くしたいと思います。	重大な社会問題と思いました。 平成9年の基礎年金番号が導入さた後、事業所の取得届により番号を統一し始めたころ。	年金請求時、個人情報保護が厳しすぎ、事業所名等のヒントさえ提供できなかった。本人の申し出がない限り年金記録には結びつけなかったので現在の 記録問題につながったとおもいます。
9820	地方庁	その他(社会保険事務所)			自分が社会保険事務所で年金問題にかかわったのは、平成18年ころからであります。ねんきん特別便を受け付けたあとの補正入力を担当することになり、こんなにも、補正が必要な方がいることに驚きました。 社旗保険事務所は、国民の年金記録を正確に管理し、正しい年金を支払うことが一番重要な仕事であるのにもかかわらず、このような問題に発展するまでは、その重要性の認識が薄らいでいたと思います。認識がないので、個人情報の閲覧などの問題が発生するし、書類のずさんな管理につながったと思います。書類や記録の管理の仕方も、机の上に出しっぱなしでいたり、書類を整理せずダンボールに入れたままだったり、かならずさんな管理をしていたところが、事務所内にもありました。現在は、所定の場所にきちんと管理され、就業時には、机上に書類を置かないように、事務所全体で取り組んでいます。個人情報などを取り扱う仕事をしている、個人の生活の支えとなる年金記録を取り扱ってる、との認識を持って仕事をしていれば、記録問題も起こらないと思います。	私は、現在、年金記録での間違いの補正入力処理を担当しております。旧台帳やマイクロの手書きで記入されているものの不鮮明さに、補正したくても何と書いてあるのかわからず、苦労している場面もおおいです。今はオンライン化で、そのようなことはなくなりましたが、事業所名簿など手書きする場合は、誰がみても読めるような書き方を気をつけています。また、過去の入力誤りが多かったために、現在の問題の原因でもありますので、自分で入力補正を行った場合、処理結果リストで確認後、係長課長の決済を受け、入力誤りを発生させないよう気をつけております。補正の中で多いのが、氏名や生年月日の入力誤り、取得日や喪失日・報酬額の入力誤りなど単純な入力誤りが多いので、処理結果リストのチェックで防げるはずである。 社会保険事務所の窓口で直接お客様との対応でうけた苦情や意見などを、もっと本部の方と密に連絡取れるようにしたほうがいいと思います。お役様アンケートは、もっと頻繁に行ったほうが状況が把握しやすいと思います。年金制度や健康保険制度などについて、事業所やお客様にわかりやすい冊子やパンフレットを作成してほしいです。
9821	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		年金記録はお客様一人一人の将来の年金額に大きく影響するものであり、記録の漏れや誤りは非常に重大な問題であると認識していました。 この問題が存在することを知ったのは、平成18年頃にお客様から国民年金の納付記録照会を受けてからです。	この問題を知り、お客様からの照会については一つ一つ丁寧に調査、回答することもちろんのこと、自分たちからお客様へ記録の漏れや誤りがある可能性を説明し、確認してもらうことを心がけて接客してきました。 この問題はやはり紙台帳から電算化された時の突合せ作業がしっかりできていないことが一番の原因ではないかと考えられます。実際にどのような作業でどれだけの人員でこの作業を行ったのかは知りませんが、国民一人一人の大切な年金記録なので、人員と時間をかけてでも正確に処理をするべきだったと思います。
9822	本庁	その他(本庁)	特になし。	可能な範囲で確認、統合処理を急ぐべきだと思うが、今の状況では人員が足りないので、人を増やし処理をすべき。	今は技術が進み記録の番号化や記録整備の機械化が可能であるが、何十年も前に紙に手書きで管理していたことはやむを得ないことであると思うが、本来本人の記録として年金の支給に結びつくべき記録が統合されていないことはあってはならないことなので、きちんと確認し統合すべきであり、年金受給者や加入者の記録をできるだけ早急に対応すべき問題だと認識をしていた。また、このように年金記録問題がマスコミ等に取り上げられるようになり、このような問題を意識するようになった。	通常業務に加え、業務時間外や休日も含め年金特別便等の対応を行い、早急な解決にむけ努力をした。 技術的に今のような機械的な管理ができなかった当時について仕方ないと思う部分もあるが、機械化の際にもう少し適切な対応ができていれば違っていたと思う。基礎年金番号導入時に本人の記憶と記録の一致を確認する作業を行うべきであったと思う。また、本庁と地方庁との意識合わせもきちんとすべきだと思う。
9823	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	現在の方法以外で本人(家族)に確認をお願いするほか方策は無いと思われます。	被保険者や特に年金受給者(死亡された方を含む)にとって、大きな問題だと認識しています。年金相談窓口を担当している時に、「以前勤めていた時に厚生年金に加入していたと思われるが事業所名を思い出せない」と言われる方が少なからずおられた。当時は現在のように詳細に資格確認ができなかったため、「事業所名を思い出したらいつでも申し出てください」とお願いしていた。また、年金番号を複数持っている方には、年金の裁定請求をする時に統合すれば良いと回答していた。これが現在の年金記録問題の一部となっていると思います。	最大限詳細に資格確認できる情報を使用して、窓口対応及び期間照会等の調査を実施した。基礎年金番号の導入時点で事業主、被保険者、年金受給者等また、特に若い世代の人達にもっと確実に年金制度の仕組みや重要さについて周知すべきであった。
9824	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	私の知る限り問題はない。	いままでどおり全職員が反省を兼ね責任をもって処理を行うしかない。	社会保険職員を始め事業所も被保険者も年金に対する意識が低く 問題になって騒ぎだしたように思う。 なかでも職員の意識が低すぎて、自分の仕事を放棄していたようにも思えた。	少しでも早く正確な回答を心がけた。
9825	地方庁	社会保険事務所課長級以上	「WM上、ほとんど同一であろう厚生年金の記録があること (同一人物、同一期間)」 世間一般に知られていない問題というほどではないかもしれませんが。	年金記録問題は ①基礎年金番号に統合されていない番号 ②もともとWMに登録されていなかった番号 ③納付記録の不整合 の大きく分けると3つに分けられると思います。 いずれも現在の施策を粋々と進めるしかないと思います。 完全な解決は無理と思われるので、 一定のラインで線引きせざるをえないと思います。	①については、恥ずかしながら私自身3つの番号を持っており、 少なくとも年金請求時に確認統合すればよいと考えていたところから、 報道されるほどの大きな問題としては認識していませんでした。 ②については、報道により知りました。 ③については、平成14年の国民年金課在籍時認識していました。	対応しようとした点 ①窓口では極力基礎年金番号の他に番号を持っていないか、 確認に努めていました。 しかし、平成17年以前は統合することによる3号未納の問題が あったこともあり、確認には限界がありました。 ②— ③旧台帳からWMに移行したときの問題であり、個別のお客様の相談には 応じられても、全体的問題としてはどうすることも出来ませんでした。 反省点 ①基礎年金番号導入時の未統合番号解消のための目標不足が あげられます。 ②— ③本庁、地方庁一体となって全体的問題として取り上げるべきでした。
9826	地方庁	社会保険事務所課長級以上	分かりません。	今まで通りひとりひとりに確認していくしかないと思います。	以前は、記録が別になっていても、最終的に年金請求時に統合されれば良いとされていたので、問題とは思っていませんでした。 今回、あまりに大げさなメディアの報道で、かなり誇張されている気がしますが・・・ ただ、受給者の方の記録がたくさん漏れていた事は今回の問題が表面化して初めて分かりました。	年金窓口で来庁者の対応を担当したさいに、できるだけ記録が見つかるように努力して探しました。 以前の紙台帳は、旧性であったり生年月日が違ったりで探すのがとても大変です。 記録問題は、年金ができた頃から始まっていたので、解決するには相当の年月がかかるはずなのに政治的な問題で短期間で解決しなければいけなかった事に無理があったのではないかと思います。
9827	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道されていること意外は、わかりません。	市町村との連携で調査する事と、未統合されていない記録の事業所や従業員に照会するなどし、個人を特定する方法があると思います。	年金請求時に未統合記録については、整備されていると思っておりました。しかし5000万件の未統合の記録があると言う報道を聞き年金記録の管理に問題がある事を知りました。 年金記録管理の問題を知り、あってはならない事だと思いました。	年金記録問題については、最優先課題として取り組まなければならないと思いました。 年金記録の不備を完全に修復させるために、ご本人の話や本人の記録と思われる記録について再確認し、未統合記録を統合するよう努力してきました。 現時点の反省点は、本人からの照会に対しての回答が今現在も遅い事です。速やかに回答できるよう職員全員で対応していく必要があるとおもいます。
9828	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	記録問題が大きく取り上げられて、不安を煽る内容の報道が多く、社会保険庁の資料はすべて間違っているという認識を持っている人が本当に多い。 批判を恐れて、すべてこちらが悪いと、調べる前から大臣等が認めてしまってきたのが問題だと思う。 客観的資料から払ったはずのない人からの調査依頼も多く、回答に時間が無駄にとられる。記録もれに見えるが、ただの本人の納付漏れと思われるケースなど、HP、新聞上などでまずは説明すべきだと思う。	役所の人間がまだ人に敬われている頃、それにおごっていい加減に仕事をしてきた人がいた世代の責任と、マスコミに情報操作された結果、起こった問題だと思う。問題を知ったのは報道がされてからで、いつ頃かは不明。	とにかく1件1件の処理を性格・迅速に行うこと。どんな人にも丁寧に応対すること。現場を知らない人からひどい命令ばかりくる状況に、モチベーションをおとさずに毎日まわりの人とともにがんばること。
9829	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		一人に対して複数の手帳番号が存在することは、年金業務を担当したときから知っていました。そのため、請求時の氏名検索・職歴確認等は必ず行うという指導の下業務を行っていたはずです。(平成5年頃) しかし、複数の手番を持っているのは、新規取得としての届出による重複払出によるもので、オンライン処理以前のものと当時は認識しておりました。 オンライン立上時の入力ミス等、様々な問題については、今般の記録問題でわかったことです。 基礎年金番号発足時は、期間が短く完全統合に危惧は抱いておりました。	できる限り、統合が図れるよう対面・電話相談時は対応している。 基礎番号附番時の通知発送後は、ある意味被保険者任せにしてしまっていたところ、回答の完全回収確認をしなかったところが反省点として挙げられると思います。 オンライン化前については、地方庁から社会保険庁へ送達したあとの記録管理がどのようになっているのかがあまり認識されていなかったところに問題があったと思います。
9830	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。		正しい記録を元に年金額を計算してお支払いしなければならないと思います。	お客様に職歴をひとつひとつ確認してもらう

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9831	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	一日も早く正しい年金記録に戻るよう記録の確認作業をしていくことが最も大切ということは言うまでもありません。しかし、現在の社会保険事務所の中では日々通常の業務も存在するのも事実ですし効率的な作業のためには、明確な担当部署を作るのが第一だと思います。紙台帳との突合は人の目で確認していく必要があることから、短期間で問題を解決するにはやはりそれに見合った人員の確保も必要と思います。問題解決には一件一件丁寧に確認していくことがなによりだと考えるので、担当部署の明確化とそれに見合った人員の確保が大切だと考えます。	年金記録問題が世間一般に知られる前までは、未統合手番が多く存在することは、当時国民年金課に所属していたので知ってはいた(平成17年頃)。窓口にお見えになられたお客様や国民年金保険料納付督励のため戸別訪問に出かけたお客様に対してはその場で確認して手番の統合はそのつどしていたが、年金請求時に確認して統合するので、今すぐ統合の手続きを取らなくてもさほど問題ではないとの認識だった。年金受給者の方でこんなにも多くの方の記録が未統合になっているとの認識は正直なかった。	まずは何よりもお問い合わせをいただいたお客様のお話を丁寧に聞くよう心がけました。不審に思われているお客様が多かったので、お客様の話をよく聞き、それに対して調査を進めていけるよう、聞き取るようにしました。 年金記録問題にたいしての反省点は、まずは職員の問題意識があると思います。これは過去から現在まで在籍している職員に共通することですが、お役所仕事で決められたことしかしていなかったということが大きな反省点だと思います。あとは年金制度の問題もあるでしょうが、やはり一番は職員の意識に問題があったからだと考えます。
9832	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	わかりません	一刻も早く解決しなければいけない問題。 知ったのは在職前です。	国民の方への回答が早く手元に届くようにと対応しました。 反省点は、国民の方の年金についての周知ができていないこともあると思います。
9833	地方庁	社会保険事務所課長級以上	年金記録問題については、公表されている問題以外は存じておりません。	現在も、ねんきん特別便・定期便により、年金記録問題の解決にむけて、日々奮闘しておりますが、引き続き正確な年金記録のお知らせを国民の皆さんに提供していかなければならないと思います。 年金に対する関心は、記録問題により、非常に高まりましたが、反面、社会保険庁の組織に対するものや年金制度に対する失望感等により、年金に対する無関心層が増えているのも現状としてあると思います。 ねんきん定期便を、今後も年金記録問題のための有効な手段としていくためには、無関心層の方にも確実に定期便をご覧いただき、必要な場合は回答をしていただくことを、今まで以上にテ	平成9年に基礎年金番号制が行われる前から、一人の方に同じ制度で複数の番号が払出され、このままの状態で放置されれば大変なことになると認識しておりましたが、資格取得時や本人からの資格照会時や裁定請求時に必要に応じ統合処理をしておりました。 また、オンライン化された当初から、資格照会時の調査段階で、厚生年金保険の古い記録(例えば、東い(2100)から東と(2107)までの払出)で整備されていないものが多数あり、未整備が判明した都度、補正処理はしておりました。しかしながら、未整備の記録を集中して記録補正することは行われておりませんでした。	基礎年金番号制が始められた際に、基礎年金番号以外の他手番が存在する方からのハガキの提出を、未提出者の管理も含めしっかり行っていれば、今回明らかになった5,000万件とゆう件数にはならなかったと思います。 また、未統合手番や未整備の記録についても、その存在が判明した段階で、集中して行うべきであったと思います。
9834	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	再三ご案内を差し上げても、未だお届けのない方が居られる以上、元大臣が発言された、「最後のお一人様」までとは無理である。 よって、ある一定のお届期間を設け、それまでにお届のない方に対しては、法律的に何らかの処理を行うべきである。	昭和58年頃当時、各制度毎に年金手帳番号が付番されており、また、事業所・個人からの申し出があればのとおり、その都度、新番号を出していたように思う。 その当時はそれがごくごく当たり前として受け止めていたが、今となって思えば、当時より一人一番号制にするべきであったと痛感する。	まず、お客様への丁寧なお詫びを心掛けるとともに、「ねんきん特別便」「期間照会」者の方への回答を早期にできるよう職員等のレベルアップを図った。 反省点として、20～30年前は年金受給者も少なく、年金請求はまだ先の事として捕らまえており、お客様・事業所への適正な聞き取り及び事務処理のチェック等も甘かったのではないかと思
9835	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	地道に本人の記憶と社会保険庁がもっている記録とを突き合わせていき、少しでも件数を減らしていくしかないのではないかと思います。	過去にいい加減な仕事をしてきた人達の結果がこのような問題を引き起こし、それに気づくことができなかった自分の無力さの結果だと認識していました。 問題の存在は、新聞等の報道で初めて知りました。	目の前の仕事を確実にこなしていくことで、少しでも信頼回復に努めたいと思いました。 なぜこのような事態になっているのか、責任の所在はどこにあるのか、未だによくわかりません。 当事者は辞めれば責任を追及されず、一生懸命仕事をしている人間が悪者のように扱われている今、何をどうしたらいいのかさえ思い浮かびません。ひたすら業務を誠実にこなしていくのみで
9836	地方庁	その他(社会保険事務局)	知らない。	現時点の体制で精一杯ではないかと思う。	平成19年の4月頃だったと思う。	窓口での聞き取り調査の徹底を意識するようにした。どうしても現業中心となりなかなか意識改革ができなかった。
9837	地方庁	その他(社会保険事務所)	まだあいてない古い手番がある。旧台。	前回」同様に。	特別便の時。	
9838	地方庁	社会保険事務所課長級以上		着々と確実に進めるしかない。 そのために人材の数ではなく質の確保が必要であろう。 これ以上スキルのある職員を減らしてはならない。	国民年金課職員であった昭和61年から平成3年当時WMには間違いはないといわれていたし、厚生年金についても間違いはレアケースだといわれていた。 年金記録問題が露見して初めて「こんなことだったのか」と知った。	機械化の進め方が拙速であったことと、 当時の電算機性能とオペレータの質を鑑みて、電算化が10年早すぎたと思われる。
9839	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	とくに存じておりません。	すでに亡くなられている方、病気などでご自身の意志を表明できない方などがおられることからすべての年金加入期間について特定することはできないと考えています。また、祖当の年月を経てからの申立であるため、総務省年金記録確認第三者委員会の審議も困難となってきているように感じます。 国民の皆様のご了解の下に仕切り直しをさせていただき、再スタートをきるべきであると思います。 未統合の記録については引き続き特定の努力を続け、失われた記録については一定の条件下	社会保険事務所業務第一課(現適用調査課)、年金相談コーナー勤務時 に照会された期間が見当たらなかったり、氏名検索時に未統合の記録が多数確認されることから将来的には当該記録は年金給付記録から漏れるであろうと感じていました。	記録の調査に際し、氏名・生年月日の誤記等を視野に入れて記録の調査に当たったと記憶しておりますが、さしたる効果は得られなかったと感じています。 年金制度が複数にも関わらず、その管理方法がまちまちであったこと、条文の上では強制加入であるにもかかわらず行政としてその確認を怠っていたこと、及び当該記録を取扱う側が個人的、組織的に認識が低かったことなどが挙げられるものと考えます。
9840	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録については、適正に処理されていると認識していました。発覚して知りましたが、基礎年金導入時より、統合出来ていない記録はあるだろうとは考えていました。	基礎年金導入時は国民年金担当でしたので、担当町村の担当者に詳しい説明を行い、役場の窓口に来る方々への、案内を強く依頼しました。また、事務所の窓口や、電話を架けてくるお客様にも、積極的に案内しました。 基礎年金番号の統合については、もっと早期に処理終了するべきだったのではと考えます。
9841	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	被保険者と向き合って記録確認をするなかでも、年金よりも生活保護のほうがいいので調査の必要はないという声をよく耳にした。 このようなこともふまえた政府の方針を考えていかないといけないと思う。	今回、マスコミ等で年金記録問題がでるまでは、私自身も国が管理しているものなので確実なものだと認識していた。	過去の記録の調査の方法等、知らなかったことばかりで戸惑いは多かった。 調査する段階で、当初会社名は伝えてはならない等々のことで、記録所在を判明させるのに必要な情報を伝えられなかった点など。
9842	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	年金記録問題を専門的に取り扱う部署(場所)を各県に設置し、業務の集約と専門スタッフを配置して取り組まないと進まないのではないか。	オンラインシステム上の被保険者記録と被保険者名簿の記録とが一致しないものがあることは、業務をしていく中で多数あることは認識していた。被保険者記録を電算システムに取り込む過程での事務処理に問題があったのではないか。	この当時は、年金請求時における本人への職歴確認の徹底と、請求書審査時における慎重な調査以外の方法はなかったと思います。 この問題とは別に、特別便にかかる回答作業の中で、いまだにカセット記録が開かれていない手番が多数存在していることが分かりました。今後被保険者記録と名簿との照合作業を行うこととなっていますが、カセット記録となっている手番の記録調査も必要ではないか。
9843	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	着実に処理を進めていくこと。その一方で、たとえ時間がかかろうとも国民に不安な気持ちを抱かせなくてすむような接客や、普段から年金を身近なものとして感じていただけるようになるための活動も必要に思う。	制度などが複雑で、職員側と被保険者・年金受給者との間でのやりとりが難しい。自分のことなのに、制度や加入記録などについてよく知らないままでいる人が多いと感じた。	まだまだ不十分な業務知識や取扱いについてそれらを高める努力をするとともに、それが国民の方とのやりとりにいかされるようにと努めた。
9844	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	職員ひとりひとりが問題解決に向けて懸命に取り組み、お客様についても、送付物については、必ず回答して頂くことが必要だと考えます。	平成18年頃だったと思いますが、報道にて、統合されていない記録が5000万件もある事に驚きました。	ひとりひとりのお客様に対して、親身になって対応しました。 反省点としては、紙媒体からコンピューターへの移行の際、基礎年金番号の導入の際にもっと違う仕方があったのではないかと思います。
9845	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	わかりません。	問題として挙がる前に認識したことはありません。また、問題として取り上げられる前から、知ったこともありません。	わかりません。
9846	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	分かりません。	ねんきん特別便を送付した時に年金記録問題を認識しました。 年金記録問題はもともと基礎年金番号導入より前からの積み重ねであり、年金請求時に調査するのが当たり前だった背景により、年金請求前の事前に手番等を登録できればいい程度だと	積極的に言葉の一言一言を丁寧に説明するよう心がけましたが、納得されませんでした。 この問題の反省点はマスコミ等に尾ひれがついて物事を取り上げられ、ことを荒立てすぎたことです。
9847	地方庁	その他(社会保険事務所)		5000万件等の対応 ○市長村への協力依頼 ・社保で住所の確認がとれない方の確認や、特別便未回答者への勧奨等について協力依頼 ・国年手番については氏名生年月日等のほかに住暦からもたどっていくと解決できるものも多いのではないかと考えます。 ○人員増 その他にも色々とありますが、人手の問題がメインになると思います。 納付記録・月額等の問題 ○記録訂正事務の迅速化	入局した時点で既に記録問題が報道されていました。 そのため、入局段階から記録問題を認識しており、問題を知ったのも入局時です。	1件でも多くの手番を本来の持ち主へ統合することを心がけて事務を行ないました。 今回の問題は、過去の裁定請求時の対応や、オンライン化の際の対応等により生じている部分が多いと考えます。 組織としての反省点は、2度と信用を損なうような行為を行なわないよう努めるとともに、制度についても見直しが必要な部分があると考えます。
9848	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思いあたりません。	一件一件、丁寧に解決していくことだと考えます。	昨年初。 様々な問題が積み重なったもので、改善すべき点が多い、大きな問題だと考えていました。	一件一件、丁寧に解決していこうと思っていました。 また加えて、出来るだけ迅速に行なうべき問題と考えていました。 制度の整備不足、国民への理解・周知不足。 記録管理の危機感不足、体制の不整備。
9849	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	作業する人を、もっと増やして記録を地道に確認していくことだと思います。	ここまで大量に過去の記録に不備があるとは思わなかったです。 問題が存在することを知ったのは3～4年前からです。	現在は記録を確認し整備する仕事を主にやっているので、1件1件、丁寧に作業をしています。 基礎年金番号の導入を年金制度開始時から行っていれば、このような問題にはならなかつたと思います。
9850	地方庁	社会保険事務所長	もう全てが出尽くしたと考える。	現在の年金記録問題の解決方法では、2～3年で解決できると考えられないので、人海戦術ではなく、コンピュータをフルに活用して合理的に整理していく必要があるのではないかと思う。 そのためには旧台帳記録の整備から肪道を立てて行う必要があり、また現在の被保険者記録で事業所記号や被保険者番号が0000で示されている記録も整備しなければならないと思う。 いずれにしても、議員主導ではなく、餅は餅屋に任せて、事務方主導で進めていかないと、無駄な仕事ばかりが増えて、肝心なことができない状態が続くのではないかと思う。	年金相談を行っているときに、事業所記録から被保険者記録の一覧を照射すると、随分、氏名などが空欄になっている記録があると感じていたが、まさか5,095万件にも及ぶ記録が宙に浮いた状態になっているとは思わず、ビックリしたのと同時に正直落胆した。 本庁の方でもっと早い時期から積極的に記録整備を行っていれば、こんな状況にはならなかったのではないか。	出先の社会保険事務所では、目の前にいるお客様の記録を見つけるのが精一杯で、膨大な宙に浮いた記録の整備をするのは本庁の仕事ではないかと思う。年金請求の段階で記録を見つけ、統合や整備すればよいと思っていた本庁の考え方が甘かったと思う。
9851	地方庁	その他(社会保険事務所)			宙に浮いた記録が多すぎて、全職員が対応していく問題だと思った。 2007年夏頃。ニュースを見て知りました。	所長の命令により通常業務から離れ、年金記録の記録回復に一年近く努めました。 何十年間も浮いた記録をほっといた原因は自分の代で責任を負いたくないという責任逃れが長年続いてきたと考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9852	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません。	ねんきん特別便で、まだ回答を頂いていない方からの回答書提出にご協力いただくと共に、フォローアップ照会を継続することと思います。	私が、厚生年金保険の適用関係の部署に配属になったのは、昭和60年頃から平成1年頃ですが、実際適用業務を行う上で、年金手帳の記号番号の重複取消届出がよく見受けられていたような記憶があります。 現在のオンラインシステムでは、他の番号を所持されている可能性がある場合には、警告がでるものと思われますが、当時のシステムはそのようにはなってなかったような気がします。(非常に記憶が曖昧で申し訳ありません。) 社会保険事務所で、資格取得届処理時に他の記号番号を所持していないかの確認をすることも必要ですが、事業所様においても、資格取得届作成時に、被保険者の方に確認頂き、被保険者の方自身も過去の手帳交付の有無を申し出を頂くようご協力いただくしかなかったのではと思います。	年金の裁定の際等に、氏名索引にて、同姓同名(旧姓も含めて)、同生年月日の記録について、ご本人の記録か否かの確認もしていましたが、以前は、今と違って、請求者の方に、具体的な会社名を提示しての記録確認を行っていなかったと思います。 年金請求時から何十年も前の(勤務期間が短い場合は特に)勤務事業所を思い出すには、所在地、事業所名称等の具体的な情報をお伝えして確認いただくことが必要です。年金問題がおきてからではなく、以前からこのようにするべきであったと思います。
9853	地方庁	その他(社会保険事務所)		ねんきん特別便、定期便の回答者に対して、一つずつ丁寧に対処すること。回答票の本人申立記録以外にも、氏名検索により記録判明に結びつくことがある。特に女性の旧姓確認は徹底すべきで、旧台での判明確率は高いと思われる。	5千万件の件が公表されるまで全く知らなかった。	被保険者本人にご自身の記録確認を定期便にて毎回確認していただき、疑問点は解決していただくよう説明する。一連の問題が公表されるまで、受給直前まで自身の記録がわからないということに問題があったと思う。
9854	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	人員の増強。また市町村と連携し積極的に記録判明の調査を進めていく。	当然入っていると思われた自分の記録が入っていないという年金制度の信頼を損なう問題。 平成19年4月ごろ問題の存在を知った。	窓口で本人の記録が、こちらの把握しているもの以外に無いかよく話し合いながら、記録を見つけていった。 最初の年金得別便で勤務先の情報を記載したほうが、記録の統合がスムーズに行ったのではないか。
9855	地方庁	その他(社会保険事務所)	知られていることかもしれませんが、氏名が違う読みで入力されている(漢字の読みをそのままあてているような)。特に沖縄では本土の方が読めない苗字があり、喜屋武(きやん)を(きやたけ)と入力されていたりする。	現時点でも対処されていることですが、紙台帳とオンライン化された記録の突合しかないと思います。	平成9年基礎年金番号制度が始まった頃から、氏名がまったく違う読み方で登録されていたり、生年月日の入力誤りがあるなど、知ってはいましたが、こんなに多くのデータに不備があるとは思わず、問題認識が足りなかったと思います。	氏名の読みが誤って入力されている記録があるため、読み方をいろいろ変えて検索するなどしていましたが、根本的な解決にむけての努力などは行っていなかったと思います。 反省点としては、機械化にする際に入力後の点検を行っていなかったのではないか、ふりがなのない氏名の読みを確認することなく入力していたのではないかと思われるので、きちんと入力後の相互点検を行うこと、おかしいと思ったときに問題提起することなどが反省点として挙げられる
9856	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	こつこつと地道な確認作業を徹底していくこと。	年金加入者の制度に対する意識の低さからも発生した問題であり、社会的に 社会保険庁職員だけがバッシングされる問題ではないと考えている。 問題を知りえたのは、年金記録問題が騒がれだした時期である。	加入者の方の立場を考えて、早急に年金記録を確認するように行動してきた。 厚生年金でいえば、事業主からの届出主義であり氏名・生年月日も本人からの申し出により届出しているため、今回の調査においても多くの間違いが見受けられている。今後は「ねんきん定期便」の送付により定期的に確認できるが、届出方法(生年月日等の確認)についても再検討する必要があるのではないかと思われる。
9857	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません	もう少し人材が必要と思われます。日々の仕事プラスアルファの為業務にかなり支障があると思います。苦情の対応(電話および窓口)で事務所での混乱は過酷です。	私が社会保険事務所に賃金として雇われたのは2年半前であり、徐々に年金問題が浮き彫りとされてきたときだったと思います。人手以上のお客様対応、窓口延長等でほぼ事務所の機能が果たせてない状態が続き、処理対応も順調に進んでいなかったように思います。 でも年金問題は社会保険事務所のせいばかりではないとも感じています	任期付として働き出したのが今年の3月からなので、電話等の苦情には精神統意ご説明をして、民間事業で18年勤めた強みもありお客様の気持ちになった対応させていただくのが精一杯でした。 もっと企業とのつながりを持ち企業側でも従業員指導をしていただくように心がけなければいけ
9858	地方庁	その他(社会保険事務局)	一般に知られている問題以外に知っている問題はありません。	通常業務と別に、新たに人員をかくほし、年金記録問題専門に取り組む組織を作り対応したらよいので幅と内科と思います。	年金は国民の皆様にとって、大切なものであり、未統合の記録があることは、重大な問題だと思っています。 7年ほど前に、年金給付の担当に配属になったときに、平成9年に、基礎年金番号が導入され各年金制度ごとの年金番号が統合され、年金記録も統合されたと思っていたが、年金相談や請求にいらしたお客様の基礎年金番号の記録のほかに、氏名と生年月日から記録を検索するとご本人の記録を別の番号で発見することがあったとき。	基礎年金番号の記録以外に、氏名索引でご本人のものと思われる記録があったときには、思い出していただけるように努力をして、本人確認の上統合をした。 基礎年金番号を、導入のときに、特別便のような年金加入記録のお知らせをする必要があったと思う。
9859	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	できるだけ早く解決するためにはやはり、大勢での作業が必要であると思います。それと共に偽名、偽生年月日等の問題点を国民の皆様にもっと理解していただければと考えます。	年金手帳を複数お持ちの方が、基礎年金番号へ移行した時、番号の登録漏れ等で、すべての記録が反映していない問題であると認識していました。 この問題を知ったのは、5年ほど前だった思います。	基礎年金番号に記録が入っていない場合は、その都度統合をしていました。
9860	地方庁	その他(社会保険事務所)	自分の生年月日を変えて会社に勤めている方や、氏名、ひどい場合は全く別人の氏名で厚生年金に加入している方が、年配の方に多くみられ、手番が一致しないのは、仕方がないと感じました。 申し出期間と判明した期間が三ヶ月から半年以上食い違っているケースも頻繁にあり、古い記録は見習い期間や事業主で厚生年金の加入をしていなかった会社も多いのでは、と疑問をもち	電話や文書で本人の記憶をたどる作業は、今現在取り組んでいますが、遠い昔の意億やすでに亡くなっている方もいらっしゃることから、かなり難しい作業だと感じますが、面期的な方法はすぐには考えつきません。	メディアでは、消えたとか消された、が強調されていますが、決してそうではなく、一人ひとつの番号で将来の年金がもらえる、という認識が定着せず広報も甘く、行政側に危機感がなかったのかと感じます。 私自身は、行政も会社も国民みなさんもきちんと年金のことを認識していれば、こんなに騒がれる問題ではなかったと思います。	未だに本人と特定できず、手番のまま残ってしまっている記録があります。 限りなく申請者の記録と思われる記録も考えられるのですが、100%の事実にたどり着けず苦汁を飲むケースをなんとかしたいです。
9861	地方庁	社会保険事務所長	知らない。	人海戦術しかないと思います。	今回、公になるまでこのような問題になるとは思ってもいなかった。	基礎年金番号の導入時(平成9年)に、もう少しフォローアップをしていれば、ここまでの騒動にはならなかったのかなと思います。
9862	地方庁	その他(社会保険事務局)				
9863	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	職員一人一人が誠実に自らの業務を遂行することと考えます。	記録の紛失や誤りがある程度存在するのは、度重なる制度改正や記録管理システムの変更のため、仕方のない部分があるとしても、職員個人の法令遵守意識や本庁と事務所、市町村との間の連携がとれていればここまで大きな問題にはならなかったのではないか。また、被保険者自身にも全く落ち度がないわけではなく、自らの記録について常日頃から関心を寄せる姿勢が必要だったのではないか。 平成19年度ごろではなかったかと思われる。当時国民年金業務に携わっていたが、当然それらの記録は制度発足からきちんと管理されていたと思っていたのでメディアでそういった事実があるということを初めて知って大変な衝撃を受けた覚えがある。	窓口対応の際には、お客様の立場になって、親身に記録確認を行った。時間がかかりそうな場合は書類をお預かりして、電話でのやりとり等も含め入念に調査を行った。それでも記録が判明しない場合は第3者委員会に判断していただくための資料の収集、作成を1件1件丁寧に行い最終的にどのような結果になってもお客様が一定の満足を得られるように努めた。 反省点が挙げられる点は数多いが、制度発足当時からきちんと記録が管理できていれば、現在のように膨大な時間やお金をつかわずに事務所は本来の業務に専念できただろうということ。
9864	地方庁	その他(社会保険事務局)	内部の職員でしたら、みなさんご存知ですが以下に記します。 元になっている原票(マイクロ)自体が事実と違うものが多数あります。 厚生年金の改ざんは職員全員で、恒常的に行ってきました。	申し訳ありませんが、なかなか難しいです。一度おこしてしまった記録の誤りは完全にはなおせません。本当のことを言う職員を集めて、知恵と力を合わせて少しでも完全に近づけるように企画をたてるべきです。そして全職員であたるしかないと思います。答えになっていないかもしれませんがお許しください。	国民に不利益を及ぼすと認識しておりました。知ったのは入って1～2年です。	私は少しでも適正に業務にあたろうとしましたが、そのために周りから激しく叩かれました。社会保険庁に手紙を送ってきた通りです。
9865	地方庁	社会保険事務所長	知りません。	現在は、期限を切られている中での作業となっており、一般業務と平行して実施している状況です。 正確な解決には、もっと時間をかけて行うべきです。 正規職員が減少している中、謝金、賃金の手当てをしていただいておりますが、これらの職員には限界があります。 機構になれば特に処理能力がおちるのではないでしょうか。 時間をかけ、職員を増員し実施していかなければ、正確な調査、処理ができないのではないかと	高齢化が進み、核家族化が進行している中、老後の頼りは年金であることから、非常に大切な問題であると認識しています。 基礎年金番号に手番が統合されていない方が多く残ることは、ある程度予想がついていたのではないでしょうか。	窓口での対応時では、必ず年金手帳を他に持っていないか聞き取りを行ってきた。 その折に、知人、友人等にも伝えてもらうよう依頼していた。 広報が不足していたと思われる。
9866	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません		私が認識していた年金記録問題とは、例えば、同じ制度の中で年金番号を重複して持っている人がいたり、紙の台帳から機械化されるときに切り替え誤りがあったり、制度がよくわからなくて届出誤りがあったりすることなどです。 年金記録は、年金の支払をしていく上で、基礎となるものなので、とても重要な問題と認識していました。 入職して、国民年金業務をしましたが、業務をしていくうちに、少しずつわかってきました。	具体的には、業務をしていく中で、年金番号を重複して払い出さないようにとか、年金記録を確認しながら届出誤りを訂正していったりなどです。 その時その時、自分で対応していける範囲で、対応していました。それは誰も同じだと思います。この対応していける範囲というのを、もっと踏み込んで広げていかなければならなかったのかとは思います。 反省点とは違うと思いますが、今回、年金記録問題ということで、少しは被保険者や受給者の方に関心をもってもらえたのですが、やはりもっと年金制度を理解してもらえるようにしていく必要があると思います。もう話し合われてることとは思いますが、制度を簡単にするとか広報をもっとしていくとか。広報も新聞やテレビだけでなく、雑誌などもっと広げていき、関心の薄い若い年代の人にも自然と目に入る機会が多くなるようになればと思います。私たちだけでは限界があるので、皆で記録を管理していくという気持ちで、チェックする目が増えていくようになれば、より正しい
9867	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	特に良い対策は考えられません。	不適正である年金記録件数が、想像以上の件数であり、このような状態にあるのを知ったのは報道後です。	1件でも多く解決できるよう、窓口に来所された方や電話による相談を速やかに対応しようと考えて、おりました。 記載要項は、略さず記載していただき再確認をするなど注意をはらって行なえば良かったのではないかと考えます。
9868	地方庁	その他(社会保険事務所)			9年ほど前に年金給付課に配属になり年金請求の相談に応じるようになってから、基礎年金番号に統合されておらず、また本人も被保険者証等をなくし番号がわからなくなっている手番があることを知りました。 この状況で対策がないことに疑問に思いながらも、誰のどんな手番が残っているのかを知ることができない社会保険事務所職員の立場では、電話や来所で接することができたお客様の記録から一つずつ整理していくしかないと考えていました。	年金相談・年金裁定の際に必ず、厚年加入の有無を問わず職歴等を確認し、また空白の期間があれば当時の状況を確認し、本人と疑わしき記録があるかどうか調べるよう努めていました。
9869	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	記録の一つ一つを地道に整理していくしかないと思います。何年かかっても。	記録問題がクローズアップされるまでは、裁定請求時に未統合記録はほぼ解消できていると思っていました。 年金給付業務に携わっていればもう少し実感もあったのでしょうが、再裁定の数や不備のある記録が、これほどの数になるとはまったく想像できませんでした。	どんなに時間がかかっても、ひとつひとつを確実に整理していくことが解決への道筋のひとつと思い、お客様ともそう接してきました。 特別便にしても再裁定の処理体制にしても、準備がままならないまま始まったように思います。たとえば一定期間、再裁定処理を止めて、再裁定用のシステム等を構築して処理を行うなどすることができていれば、処理に要する時間をもっと短くできたのではないでしょうか。 当時はそんなことを考える余裕すらありませんでしたが、今思えばどんなに批判を浴びても、どんなに時間がかかっても、十分に準備をしてからスタートすべきだったのではないかと思います。
9870	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	該当事項なし	該当事項なし	昔自分が担当して、どんなに探しても見つけられなかった記録が判明するなら、早く見つかるように手助けしたかった。期間調査を担当していた平成6年ごろ。	問題になる前に期間照会を担当していて、自分で考えられる限りの照会や検索をした。しかし自分が生まれる前の戦前の加入や米軍関係・労管などわからないことばかりで、退職してしまったベテラン担当職員の意見を聞いてみたいと、いつも思っていた。 スタートしたときは、このように加入記録が膨れ上がるとは考え付かなかったと思うが、どこかの時点ではじめるべきだったと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9871	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。			
9872	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません。		まだ手管理の時代に厚生年金に加入していたにもかかわらず、記録に反映されていなくて、もともと受給できる年金額より少なくなってしまっている人が多数いるという問題。 お給料から引かれている保険料に見合った報酬月額より低い報酬月額で社会保険事務所に届出がされていたり、報酬月額が遡って訂正されているという問題。 ここ2年半くらい。	お客様から資格照会があったときは、お客様が覚えている範囲でできるかぎりのことを聞き取り、調査担当の方が迷わず調査できるように心掛けました。 資格の調査等に時間がかかってしまうので、お客様が不安がらないよう最初によく説明するようにしました。 年金受給の手続きの際、資格記録の調査等が十分にできなかったことがあったと思われます。
9873	地方庁	その他(社会保険事務所)		本人の主張のとおりの記録がない方の問題については、多種多様な事案が存在するのでそれぞれの事案について振り分ける。そしてそれぞれの取り扱いの方向性を定め、専門チームが詳細に検討し処理をするような体制を取れれば少しでも早期に解決できるのではないかと思う。	就職のたびに年金手帳を持っていないと会社に伝え、会社が新規で資格取得届を出して年金手帳が交付され、その年金手帳を紛失してしまい、統合しないままでいる記録がたくさんある人が多数存在していることの積み上げた数字が あまりにも多いので問題視されているという認識でした。年金請求時点で氏名検索等をすれば、問題ではないと考えていたが、これだけの数の氏名相違の記録や生年月日相違の記録が存在するとは思わなかったというのが正直なところです。 また、この問題を知ったのは、マスコミ等で報道されようになった頃からです。	氏名無し記録等の記録整備などに、一生懸命取り組んできましたし、またお客様のお話を伺いできるだけの調査を行ってきました。問題とされている記録が手作業の頃の相当前の記録であることから、お客様の記憶もあいまいになっている部分も多い。現職員がこの問題解決に向って取り組んでいる姿勢で記録の整備にもっと早い段階で取り組んでいればここまでの問題にはならなかったのではないかと考える。
9874	地方庁	その他(社会保険事務局)				
9875	地方庁	その他(社会保険事務局)		未統合手番については、まだまだ膨大な件数があるが、郵送による特別便等の期間照会、来所いただいたお客様の相談等を1件、1件、地道に回答していかなければならないと思う。ただし、回答をお待ちのお客様の中にはご高齢の方も多数いらっしゃるため、少しでも早く回答できるようただ担当者を増員するのではなく、ある程の期間調査経験者を担当者として増員することが必要ではないかと思う。	初めて期間調査を担当した時に、未統合手番が多くあることを知り、重要な問題なのではないかと思いました。	未統合手番を基礎年金番号に統合できるよう、年金相談時には旧姓や日常生活の中で本来の読み方と違った呼ばれ方をされたことはないかなどを確認するようにしたり、国民年金の任意加入の審査時にも手番がないかを確認するように心がけ対応してきました。 この問題の反省点としては、年金相談時お客様に、「何年も前に相談で記録を確認したときには、一方的にこれがあなたの記録ですと言われただけで、他の職歴等は聞いてくれなかった。聞いてくれていれば思い出せたかもしれなかったのに。」と言われたことがあり、相談時の対応に問題があったのではないかと思います。
9876	地方庁	その他(社会保険事務所)		短期間に集中して人と予算をかけ、いままでのように取り組むしかないと思います。	記録確認の業務に携わっていたこともありましたが、年金請求時までに、 記録整備が終了し、確認がとれれば良いとかんがえていました。 いわゆる、年金記録問題の存在を知ったのは、国会で取り上げられてからです。	対応は特に考えていませんでした。 年金記録に対するコンプライアンス・問題意識の欠如だと思います。
9877	地方庁	その他(社会保険事務局)	世間一般に知られているのがどの程度の問題なのか、示されていないので回答が難しい。宙に浮いた年金、消えた年金といった大きな枠組みであれば私の経験の範囲では知りません。	この問題が何の問題のことを指しているのかわからないので、解決の提案のしようがありませんが、年金記録問題のことだとして年金記録問題がどこまでの範囲のことをさしているか、宙に浮いた年金、消えた年金といった話になるのかと思います。 問題解決のために特別便による本人様の記録確認、申立、調査、第三者委員会、消えた年金については対象者抽出による戸別訪問をしていると私は把握しています。 それ以外に、何か解決の方策として私から提案できることはありません。 ただ、姿勢として被保険者、受給者にとっては対応する我々が国の代表者ということになるので自分が直接年金記録を紛失してしまった訳ではないのだとしても十分な謝意をもって対応を行なう誠実さが必要だろうと思う。 また現在この問題解決のプロセスであるとか年金制度といった大きい枠組みを考えていらっしゃる方々はそういった現場の支えが少しでも少なくなるように公平な堅牢な親切なシステム設計を考えねばならないかと思います。	ニュースと同時に知りました。それまでは、当然年金記録に誤りはなく、あったとしてもそれはすべて被保険者・受給者・事業所の届出の誤りによるものと思っておりました。 昔の人がいいかげんにやったからだとは当初から思ってはおりませんでした。当時の想定では、その程度の確認(台帳にフリガナがないである等)で本人を特定できるくらいの人口であるとか対応人員があったということだと私は理解をしておりました。 台帳を機械にパンチングする際の入力誤りであるとか、無理やりなカナ読みについても、その当時の精度してはその程度でよしとされたためであると思います。 先の(7)の回答にも通ずるが、現場で勝手にこの程度でよいとしたのではなく制度設計担当であるとかシステム設計担当、運用担当がその精度でよいと承認したはずであると思います。とすれば、その精度でよいと承認したことが間違いの始まりではあるが、そもそも間違いのないようにやっておかないと積もり積もって不信につながるということを予見できなかった先見性のなさが問題だと思います。	自分ができることを精一杯誠実に対応しました。勤務以外でも質問を受けることがあれば、なるべく多くのことを知っている限り対応をしました。 多くの情報が世間に提供された結果、多くの方々が何を信じてよいのかわからない状態になっていると思います。我々が正しい情報を提供し続けたとしても嘘であるとか詐欺であるとかよくない情報も他者からでることもあります。 我々の組織への不信を付け込まれる形になっていると思います。 付け込まれている事自体を反省して、悪いところを戒め、付け込まれないように対応を改め、親切で公平で堅牢な信用を作り上げ、社会保険庁あるいは日本年金機構がそんなことをするはずがないという信用を作り上げる必要があると思います。 また何か不祥事があるたびに現場職員一人ひとりに反省を求め、謝罪を求め、それによって罪の購いとする政治または行政府のやり方も反省をすべきだと思います。 重ねて言いますが、現場職員一人ひとりが勝手な思いつきでここまで組織的な誤りを引き起こすと考えるのは非常識だと思います
9878	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	人の目で、正確に確認をすること以外ないと思います。	年金記録の調査は、今までも本人より照会を受け調査してきたわけですが、紙台帳の大量な切り替え漏れがあった事は、今まで、照会や年金請求の際に、字の読み方でいくつも検索したり、それまでにも紙台帳の切り替えの際の入力違い(会社名、氏名)があった為、可能性がある限り調査をし、ありませんの回答をした方が、今回の台帳登録で判明してくれれば良いと思っていました。加入したすべての記録、納付した記録が、事実どおり本人の記録へ反映する事が現在受けている年金の基礎となり、今後の年金の基礎となるべきだと 思っています。 このたびの、年金記録問題は、テレビ、新聞報道により知りました。	常に、お客様の立場で仕事をすることが基本だと思って対応してきました。年金給付課に在籍しておりましたので、年金相談の際には、今までないと言われた期間でもほりおこしながら申出をいただきました。また、判明した期間の年金への再裁定業務にあったては、業務センターへの進達業務を最優先に処理をし、ひとりひとりの受給者へ少しでも早く正しい年金のお支払いすることが年金記録問題での信頼回復の一歩と認識して業務を行ってまいりました。 報道におされ、本来の制度等の相談ではなく社会保険事務所で働く個人への攻撃として、相談来所、電話となったと思います。 人材を見極め、正確な記録を登録できる体制を取り、過去の切替時の誤りが二度と起きないように取り組む事が必要と考えます。
9879	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	32年9月30日以前の厚生年金保険旧台帳において、索出できるものとできないものがある。索出不能で事業所整理記号番号が収録されていない記録については事業所名が確認できない。本人または遺族が勤務していた事業所名を知りたいと希望してもできないという問題がある。	現在、旧台帳の画像化の処理がすすめられているので、これを利用する。本人が事業所名の確認をとりたくても、旧台帳がなくて画像化できないものについては、本庁と社会保険事務局が協力して、厚生年金台帳にあたり勤務先を特定するようにしたほうが良いと思う。 また、事業所名確認の手間を省くため、全喪している事業所についても、整理記号番号を登録することで事業所名が表示されるようシステムを変更したほうが良いと思う。 本来であれば、旧台帳がない原因を追求するべきであるが、時間ばかりを浪費することになるので、何が本人、遺族の目的にかなうかを考慮して対策をたてるべきだと思う。	持ち主を特定することができず、基礎年金番号に統合されていない年金手帳記号番号が6千万件以上ある。そのため、本来受け取るべき年金を受け取れない被保険者、受給者がいるという問題である。 知ったのは平成19年6月頃に国会で議題にあがり、マスコミでとりあげられてからである。それまでは統合されていない記録があることは知っていたが、問題としては認識していなかった。	問題となってから喪失者記録の補正などの記録課の業務量が急激に増加した。以後現在まで残業や休日出勤をして業務量増に対応している。 問題となるまで統合業務もふくめて日常業務を淡々とこなしていたが、報道されるまで自分も含めて、組織全体で問題として取り上げようという意識がほとんどなかったことが反省点である。 もっと早く対応していれば、ここまで解決困難な問題にならなかったのではないかと思う。
9880	地方庁	その他(社会保険事務所)	分かりません。	真面目に一生懸命働いて国民の皆様にその姿をみせて、すぐには無理だと思いますが、少しずつ時間をかけて分かっていただくこと以外ないと日々思っています。	あってはならない大変な問題で国民の皆様に申し訳ないという認識でした。 現在も在職していますが、テレビ、新聞など報道等で報じられるようになり知った状態です。	いくら自分が関与していないとしても、世間一般の感覚からすると関与している、していない関係なく、社会保険事務所職員であること自体が関与しているとみられるので、他人事ではなく自分自身のこととして考え、お客様に接していかなくてはならないと思いました。そして、2度とこのようなことがあってはならないと強く思いました。 やはり、民間と違う仕事に対する甘さ、ゆるさ、仕事に対する責任感のなさが反省すべき点だったと思います。
9881	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	被保険者名簿とオンライン記録の突合をすること。	オンライン記録に基本的に漏れは無いと思っていた。 記録の照会に来るお客さんは前からいたので、オンライン化時や、名簿の記入誤りと思っていた。 このように大量の漏れ等についてはわからなかった。	記録の漏れ等については、個人の対応は難しい。 オンライン記録と被保険者名簿の突合を行っていないため、漏れなどがあること。 カセット記録があり、WMではすぐに確認できないこと。
9882	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		宙に浮いた年金として報道がされた頃。 基礎年金番号への登録がされていないだけであり、本人がもつ手番を登録することにより解決するとの認識であった。	本人がもつ年金手帳により、また、年金手帳が紛失した場合でも氏名索引等で容易に統合が可能であると認識していたが、実際には、コンピュータに正しく収録されていない記録があることがわかり、記録の登録時のチェックが不十分であったと考えます。また、年金番号を複数持つ者が多数おり、1番号での手続きの徹底が不足していたと考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9883	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	年金記録問題のこれまでの取組と今後の道筋に沿って取り組むほか、解明に結びつく情報について市町村等に情報提供等の協力・支援依頼を積極的に行い取り組んでいく。	1. オンライン前の業務課担当者時代は、原票を業務センターに進達することで地方の作業は終わり、また事故リストの補正もやりましたが、補正の上進達しており、当然、記録は正しく収録されているものと思っていました。 2. 基礎年金番号の導入の際、統合されていない手番については計画的に統合を取り組み、判明次第収録していくという基本があったことにより、宙に浮いているのではなく、いずれ統合されるということで問題は感じませんでした。 3. 年金の裁定請求の際、職歴等を確認することにより、手番があれば統合をするなどによりその方の記録は確認されるものと思っていました。 年金記録問題の存在を知ったのは、報道等されてからです。 上記のように、段階的に解消、最終的には裁定請求時に確認されるものとして、いずれは確認整理されるものと考えておりました。 報道等された5,000万件という膨大な数字についてはとても信じられませんでした。それまでは、オンライン前の記録については業務センターで全て収録されていると思っていました。旧台帳については報道されてから初めて知った内容でした。	年金記録問題が出て、報道等される中で批判された数々の点について言われて初めて、私達が当たり前と思ってやっていたことの取り組みが不足していたと痛感し、反省しなければならないと思っています。 まず、国民の大切な年金記録を正確に作成し、保管・管理するという使命感が不足していました。 このことについては、一番悪いのが組合の影響だったと思っています。当時の組合は反合理闘争とか称していかに楽するかを目標にしていたような気がします。本庁からの指示も国費評に気を遣い、地方は地方でなにをやるにしても組合に気を遣っていたような気がします。 職員の大半は組合員なので、当然影響を受けます。決してサボっていたわけではありませんが、強い使命感を持って取り組んでいたかといえばそうではなかったと思います。 今思えば、基礎年金番号への手番統合について、もっと早期に解消すべく計画をすすめるべきだったと思います。宙に浮いているわけでなく、計画的に統合に取り組んでいるとの説明できたのではないでしょうか。 5,000万件という数字は、聞いた私たち職員がビックリするような数でした。 進捗状況の公表等、透明化ということに欠けていたと思います。 私たちは裁定請求のときに確認できるからいいのだと教えられてきましたが、そうではなく、年金記録について国民の皆様にお知らせし、確認いただくということをもっとやっていればよかったと思います。 紙台帳の記録をコンピューターに収録する際、正しい読みガナが分からないのに、読みガナを勝手につけて収録したのは無茶だったと思います。 それはそれで当時のコンピューター技術ではできなかったという事情があったとすれば、その後に補正するということが必要だったと思います。 厚生年金保険の不適正な選及処理等について、当時の徴収の収納率至上にあっては自分自身担当であったら有り得たことかもしれないと思うなど、法令遵守の意識が希薄でした。またそうい
9884	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		平成元年11月に社会保険事務所に採用され健康保険業務課に在籍していた頃、厚生年金適用時に疑重複が判明した場合、事業所に確認しても不明の際に他手番を払出さなければならなかった。 どうして被保険者の方や事業所の方は手帳を提出してくれないのだろう、と疑問に思っていた。そういう方は職歴が転々としていることが多く、将来の請求時に全部思い出せるのだろうか、今きちんと確認してひとつの番号に紐づけておけばいいのにと思っていた。	事業所の担当者に連絡し疑重複の方の職歴を聞きだし、なるべく手番が重複しないようにしつこく確認作業を行った。 当時はこちらから職歴を公表せずに確認していたため、スムーズに確認できなかった。現在の確認方法で行えばもっと重複を減らせたのではないか。社会保険の側にも、今わからなくても年金請求時に確認できるからと安易に考えている流れがあったように思う。
9885	地方庁	その他(社会保険事務所)		今もって解決されていない年金記録の確認及び遅延している再裁定を速やかに進める。特に再裁定においては、一年以上も決定されていない者もあるため、その原因を確認し処理を速やかに進める必要があると考えます。	国民自身が苦労して納付してきた年金であるのに漏れている年金があるという事は将来受給する年金等にかかる重大な問題であると認識しています。いわゆる国民年金の未納問題から芸能人の個人情報閲覧が発覚し、その後に次々と年金問題が明らかになってきたときに、年金記録問題もあることを知りました。	年金問題に対するお客様の苦情を真摯にお受けし、安心していただける様に記録確認は慎重に業務を行っています。この問題は、職員が自分の職務に対しての自覚と責任が欠けていたことから起きた問題だと思います。自分の置かれている立場を再認識し、責任感を深め国民の視点に立って業務を行っていかなければならないと考えます。
9886	地方庁	社会保険事務所課長級以上		事務所は一般業務があるので、事務所は照会書の受付のみで、県単位で照会の受付けから回答(補正を含む)までの作業チームを作り、又第3者委員会の対応を行う。 その方が効率的に作業ができると思います。	平成18年ころから5000万件の消えた年金と広報され、基礎年金番号に統合されていない手番があり、60歳以上の受給者は年金請求時点でほとんど基番統合されており、無年金者の手番及び60歳未満の手番者の記録問題で、今後基番統合が必要なもの。	当初は、協力事業所・団体に庁パンフを持参し協力依頼を行い、その後、特別便等、定期便で窓口・記録回答を通じ対応。 問題点 ①昭和61年から63年のコンピューター入力の際、氏名(ふりがな)・納付状況のチェック体制の不十分。 ②コンピューター導入前の納付記録書類の管理が不十分 ③特別便・定期便について、個人に送付するのは良いが、法的な部分説明がないため、納付期間照会以外に制度説明の照会回答が多い。
9887	本庁	その他(本庁)	特にありません。	年金問題の早期解決に向けて、できるかぎりの人員を配置して、なるべく短期間での解決に努めていくことが必要と思います。	紙台帳時代のマイクロなどを見ても判別不可能なものはありましたし、フリガナも無かったわけですから、おこるべくしておこったものかと思います。 ただ、入庁してから、問題視していたことは、年金相談のあり方です。もう少し本人のものとして判明させる相談方法をとっていれば、これ程の件数は残っていなかったと思います。	紙台帳時代の管理体制や機械管理体制への移行時、年金相談のあり方など問題点は多数あると思いますが、問題点に気付きながらも組織の体制を変えてこれなかったことが、大きな問題で反省点だと思います。
9888	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません。	どのような方策をとればいいか思いつきません。 しかし、この問題にできることを全力で取り組むしかないと思います。	大変な問題だと思います。 このような問題の存在を知ったのは平成19年頃だと思います。	年金相談などの際に、氏名の漢字の読みで考えられる氏名索引をし、もれなく手帳番号をみつけ、基礎年金番号に統合していくことを全力で取り組みました。 この問題については、制度にも問題点があると思いますし、昔の社会保険庁がどのような状況だったのかはわかりませんが、職員一人一人がもっと自覚や責任を持って仕事をすべきだったのではないかと思います。
9889	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	国民の信頼を回復ためにも、早期の解決をしなければいけないと思います。 現在、消えた年金の問題で被害者救済拡大への新基準が示されているが、事実と異なる申し立ても数多く出されることになると思われるが、国民のために早期解決を図るためには、やもえな	年金の記録が統合されないままになっていることについては、基礎年金番号が導入された時から、そのときの名寄せ照会の取り組みからも、現在の状態は想定することができました。	実際は、すべて庁の方針により行われていたため、地方事務所のいち個人が対応できるものではなかった。
9890	本庁	その他(本庁)	知りません。	専門的知識をもった人間が全力で解決をするべきと考えます。そのためには徹底した職員の勉強・研修が必要と考えます。 民間委託も賛成ですが、あまりにも質より量を追ったり、精通してないまま業務に従事すれば新たな記録問題を生むだけと考えます。	大変重大な問題と認識しました。知ったのは報道によってです。	目黒での24時間電話対応。賞与の自主返納。年金特別便での全課体制での取り組み。再裁定業務への支援・出向。 反省点としては、かつて機械化の際外部委託で大量の事務処理誤りを発生させたことがあると思います。職員である私たちでも、本当にシステムや制度について精通しているのかと考えれば、少なくとも私自身、まだまだ未熟でありもっと鍛錬しなければと思います。 量も重要ですが、1件の事務処理誤りも許さないとの思いで体制作りを考えることが重要と考え
9891	地方庁	その他(社会保険事務所)	知っていることはありません。	年金記録問題について、可能性のある記録がある方に対してはいま一度確認をお願いし、申し出については引き続き解明に努めると同時に裁付けの緩和措置も止むを得ないと思う。 また、複雑な年金制度を国民だれもがわかるようにすることで、掛けていればいつからどれぐらい貰えるのかということが明白となり、年金の信用につながるのではないかと思う。	採用以降直接このような年金の記録に携わる仕事の経験がなく、また勉強不足なこともあり、記録問題が浮き彫りになるまで知りませんでした。	やはりオンライン化、基礎年金番号の統合等の際の徹底不足が挙げられると思う。また、年金裁定時に国民へ必要以上に記録の、確認・重要性をわかりやすく説明すべきだったのではないかと思います。
9892	地方庁	その他(社会保険事務所)	ございません。	①年金照会業務・年金再裁定業務の人員の増員(専任・応援ともに)。 ②年金照会滞留分の集約化。	基礎年金番号制度導入時に、各制度間・制度内で手帳番号疑重複者がいるとの認識はありました。ただ、今日、判明しているほど膨大な件数であることを知ったのはマスコミ等で取り上げられるようになったここ数年のことです。	年金相談窓口等で年金加入記録を確認した際、他手番が判明した場合は手番登録処理をいたしました。基礎年金番号制度導入時、疑重複者に対する対応を徹底していれば状況は変わっていたと思います。
9893	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	一人一人がモチベーションを上げて協力すること。	国民全体にかかる問題なので早期解決が必要。	今までの積み重ねがこのような問題になっているので、意識改革が必要。
9894	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在行われている取り組みについてもよく理解できているか分かりませんが、 新しく何かするよりこれまでの方法を地道に続けていった方がよいと思います。 これから組織も変わりますし、新しい職員も増える時に新しいことを始めては 無駄に混乱するだけだと思います。 ただ、作業のスピードを上げるための工夫は必要だと思います。	時期については覚えていません。 問題として取り上げられる以前より、お客様から年金の記録の管理について分かりにくいとのご指摘を受けることがありましたが、私としては、申し訳ないがそういうものなので仕方ないといった認識をしており、取り上げられ批判を受けるようになってやっと問題であることを自覚しました。 戸惑いもありましたが、納得する気持ちも大きかったです。	お客様からの照会による記録調査については以前から行うことがありましたが、批判を真摯に受け止め、不安を解消できるようにといったことを、さらに意識して対応を行うよう気をつけました。 事務処理よりも意識の面での変化が大きかったように思います。反省点としては、もっと早く組織としてこの問題に気付く必要があったと思います。
9895	地方庁	社会保険事務所課長級以上	WM導入後の採用であるため、それ以前(手管理時代)のことはわかりません。	現役世代においては、年金請求時までに各自の記録整理が必要であると考える。年金受給者においては、今後も呼びかけが必要だと考える。	平成9年1月1日の基礎年金番号制度導入前は、一人につき制度ごとの複数の年金手帳(記号番号)を持っていた。平成9年1月に基礎年金番号が各自に付番され、基礎年金番号通知書を送付する際に、「現在お持ちの年金手帳(記号番号)があれば、記入の上、社会保険業務センターに返信願う。」旨の記載内容と、返信はがきも送付したが、全員が回答できていない状態であったと思う。 その当時は、現在ほど国民が年金に関心がなかったこともあり、年金請求時までに記録を統合すればよいという風潮があったように思う。	基礎年金番号以外の年金手帳(記号番号)がある方に対し、記録統合する旨の説明を行い、電話相談時においては、統合するための届書を送付し、窓口相談時には、届書を記入いただくよう対応した。 年金制度に関しては、法律改正が多く複雑化しており、国民はもちろんのこと、職員も対応に苦慮している。 もっとわかりやすい制度にしていく必要があると思われるが、安易に改正を行うと、このような事態を招くため、その際の問題点等吟味を行い、もっと国民の目線で、かつ現場の声に耳を傾け、
9896	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません	地道にひとつひとつの記録に対して国民の皆様のご協力を得て調査をしていくしかないと思います。	問題の存在を知ったのは平成13年に適用課に配属となり、基礎年金番号に統合ができていない手帳番号が多数あるのを認識したときです。 ただ、その時点では、基礎年金番号制度が創設されて数年たった段階でしたので、今後時間をかけて手帳番号の統合を進めていくべきと認識していました。	上記(8)の時点では、たとえば資格取得届の提出時に手帳番号の統合をしていくなどの処理をしていました。 しかし、これは全体の反省点として、いずれ年金受給申請までに統合されていればいいとの認識があったと思います。 反省点とすればその点です。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9897	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	国民の方々が、もう十分だと納得するまで、粘り強く対応すること。	今日のような状況になるとは思わなかった。 平成18年ごろ、5000万件の宙に浮いた記録があると、国会での答弁があったとき。	対応はできなかった。 (反省点) 運営主体としては、政府のひとつであるのに、国民年金、厚生年金保険、船員保険とそれぞれが別々に管理していたこと。 一人に対して複数の年金番号の払い出しが安易に行われたこと。 年金手帳の重要性に対する認識が、国も被保険者もなかったこと。
9898	地方庁	その他(社会保険事務所)	分かりません。	年金記録問題解決に向けて、国民一人一人にご自身の年金記録をご確 認いただき、確実にご回答いただくことが重要であることから、周知・広報に力を 注ぐべきではないかと考えます。	私は、平成19年5月頃、新聞・テレビ等の報道により年金記録問題について 知りました。納めたはずの国民年金・厚生年金の記録が消えているということで 大きな問題が発生したと認識しました。	年金記録問題が発生した大きな原因として、法令に基づき業務を遂行して こなかったことが挙げられます。 私は、国民の信頼を取り戻していくために、法令遵守意識を持って日々の業 務に取り組みました。今後は、職員全員が法令等の規律を遵守し、公的年 金業務を正確かつ効率的に遂行していくことが重要であると考えます。
9899	地方庁	その他(社会保険事務所)	滞納事業所の問題があると思います。実態として事業を行っていない(又は、行ってはいるが売り上げはほぼない等)にもかかわらず、保険制度には加入しているケースです。この場合、例えば、本人たちが「事業は行っているよ。ただ、保険料は払えないよ」と言われれば、我々(社保庁・社保事務所・健保・厚年制度)は本当に無力です。つまり、会社がいくら滞納していても、事業所がそれなりの届書を作成し、報酬も出ている(もしくは、未払い)というように偽装されてしまえば、被保険者資格・報酬は完全に認められるのです。こういった問題が全国で起これば(すでに起きている?)保険財政に穴があきますし、それを知ったまじめに納付している事業所や国民も憤ると思います。	本当に悪質な滞納事業所に対しては氏名等の公表をすべきであると思います。また、保険料を負担したものが給付を受けるという保険制度の原点にかえり、法整備をしていくべきであると思います。	私は、平成9年4月に採用され社会保険事務所の現場に配属となりました。 平成9年4月は基礎年金番号制度が創設された直後でした。 私は、採用後、約2年後に資格照会業務の一部を担当することとなり、年金記録の未統合の存在を認識しました。では、どのような問題と認識したかを具体的に述べますと、①厚生省や社会保険庁が統合処理を現場まかせにしており重要な問題と認識していなかった②現場の職員が本人の記録であると断定する際にはかなり厳格にしていた(なりすまし防止のため、当時勤務していた会社名と年代を本人が憶えていなければ本人の記録として認められない)。 以上の2点により、多くの未統合記録が今後発生していくであろうことを当時認識しました。	本人からの資格照会申出書に対して、未統合記録をなくすべく一件一件誠実に回答しておりましたし、それは他の事務所の人間も同じだと思います。 反省点は上記と重複しますが、①厚生省・社会保険庁がこの記録問題について基礎年金番号創設以降には無策だったこと②現場の職員も記録の統合については積極的に行っていこうという意識がみんなで共有されていなかった点が上げられると思います。
9900	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし。	多数の人員・資金等を投入して、早期解決を進めるべきと思いました。	平成19年頃だと思います。	早期解消し、元に戻したい。
9901	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	ありません。	年金記録問題の解決に向けて、現在進めているねんきん定期便の送付等の取り組みを着実に進めるべきものと考えます。	年金記録問題については、平成19年の5000万件の未統合記録に関する報道で知りました。年金記録問題は、国民の皆様の公的年金に対する信頼をゆるがす大きな問題と認識しています。	損なわれた信頼の回復に向けて、年金記録問題の解決に全力で取り組み、国民の皆様にご納得いただけるよう、努力していくべきものと考えます。 また、国民の皆様に対する年金の仕組みの周知や、年金個人情報の提供に関する取り組みを早い段階から積極的に図っていくべきであったと思います。
9902	地方庁	社会保険事務所課長級以上		整備できていない記録は整備していく。		厚生年金保険については対個人の意識が希薄であった。
9903	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	考え付きません。	問題の存在を知ったのは、基礎年金番号が導入された平成9年頃だったと思います。 各制度での年金番号や記録の管理が行われてましたし、年金制度発足当時は、現在の様にコンピューターでの記録の管理が行われていませんでしたので、被保険者の記憶に頼らざるを得ない記録もあるとの漠然とした思いがありました。	あまりにも、問題が重大である為、どのように対応するべきか判断できませんでした。 基礎年金番号導入当時に、もっと積極的に受給者や被保険者に対して、国からのお知らせを行うべきであったと思います。 また、受給者や加入者が、意識できる政策や広報が行われるべきであったと思います。
9904	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		個人個人がどれだけ年金に関心を持っていたかの問題。 平成9年～平成10年頃に期間照会業務を担当していた頃。	照会票を受け付けたとき、申し出があった会社、勤務期間の記録ができる限り判明できるよう探した。(見つからないものも多かった) 年金は個人がきちんと管理をしなければならないと同時に会社に勤めたり、20歳で国民年金に加入すると同時にもっと広報すべきだったのではと思いました。
9905	本庁	その他(本庁)				
9906	地方庁	その他(社会保険事務局)	公課となる国の保険であるにもかかわらず、厚生年金制度において、住所登録が義務化されておらず、「事業主の届出を信じます」という前提で法律が作られてしまっていることに加え、国でのデータの共有ができていないことも大きな一因ではないかと考えています。 また、届出が誤っていた【間違っていた】場合に対する対策がないのも問題のひとつだと考える。	税の支払や住民票・戸籍等、永遠に残るデータ等と一元管理することが必要であると考える。	年金記録や年金給付額、職歴等を確認した際に、基礎年金番号制以外の別の年金番号をお持ちであったり、記録が未収録となっていたりする事例が数々あり、全ての加入期間が必ずしも基礎年金番号に全て収録されているわけではないと業務に携わる中で認識しました。 厚生年金記録の場合、マイクロ(紙台帳)には、本人確定をする要素が、氏名・生年月日・事業所名・事業所所在地・加入期間しか記載されておらず、本人確認するのが非常に困難なケースも多々あり、基礎年金番号制が導入されているものの別の年金番号の存在や、収録されていない別の職歴があるかもしれないという前提で、業務に携わるように努めていました。	窓口相談業務や、日々の審査業務の中で、国民年金記録はもちろんのこと、厚生年金記録の場合、マイクロ(紙台帳)には、本人確定をする要素が、氏名・生年月日・事業所名・事業所所在地・加入期間しか記載されておらず、本人確認するのが非常に困難なケースも多々ありましたが、基礎年金番号制が導入されているものの別の年金番号の存在や、収録されていない別の職歴があるかもしれないという前提で、記録の確認を行い、かけてこられた年金保険料を全て年金受給に結びつけていけるように努めていました。
9907	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	誰のものか特定できていない記録について、可能性のある方にコンタクトを取り続ける。	ここまで深い問題とは認識していませんでした。 問題を意識し始めたのは平成19年頃からです。	事務所支援という形で、ねんきん特別便の対応にあたりました。 紙台帳をオンライン化したときのチェック体制に問題があったのではないかと考えます。
9908	地方庁	その他(社会保険事務所)				
9909	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません	時間がかかっても、ここまで頑張ってきたので、とにかく継続して記録の解明に努めていくことと思います。	年金相談に当たっていたとき、必ずご自分の働いた会社が漏れていないかを確認し対処してきたつもりでした。 マスコミなどで取り上げられ、今回の事態となったことです。	お一人でも多くの方に正しい年金を受け取っていただき、迅速に対応すべきとおもいます。
9910	地方庁	その他(社会保険事務所)		膨大にある記録書類の整理。管理のシステム化もよりよくすること。	きちんと整理されていないために管理が甘くなって起きたこと。	終わった書類やデーターも仕分けして保管・保存すること、ためる一方にしないことを心がけた。 自分や他の人が後で見てもわかりやすいように。 正規の職員以外(アルバイト等)にも研修などをきちんとするべき。 わからないものに関しては管理・整理のしようがない。 適当になってしまうし、きちんとやったつもりでもミスが起こる。 それを放置した時の積み重ねが怖い。
9911	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般で知られていること以外で特にはありません。	一般業務との併用で進めるには効率が悪いため、専門で集中して取り組む。その時々で、発生した問題点や情報を共有できる連絡体制の構築。	例えば、以前、国民年金へ在籍していた際、国民年金から厚生年金または共済年金へ切替手続きの届出が遅くなったため保険料還付が発生した際、還付請求書と過誤納通知や充当通知を送付するだけで領収書を回収しないことが、本人の手元に領収書は残るが還付しているなどの状況で当時の原票が保存期限を過ぎて残ってないこと。現年度、市町村で収納、その後、社保(国)で印紙による収納等、2重整理で複雑な仕組みなどお客様にはわかりずらく事務をしている職員も煩雑で時間がかかるなど数年後、仮に問題がおきたとき、大変な状況になるのではとの懸念は持っていたが、はずかしながら、当時の意識は低く問題がおこり報道が大きくなる頃までは強く意識はしていなかったと思います。	国民年金だけではなく厚生年金に関しても、現状で調査できる範囲でできるだけくわしく調査し、そのことをお客様に具体的に説明するなど、時間はかかるが誠意を持って対応していくしかないと思います。また、過去の反省すべき点は謝罪し反省した点を素直に認め、繰り返さないよう日々、精進していくよう勤めます。
9912	地方庁	その他(社会保険事務所)	趣旨が違うかもしれませんが年金記録については20歳から加入し受給できるのは45年後になりますので書類の保存期限については永久保存にしたほうがよいものがあるのではないでしょうか。例えば脱退手当金についてはもらった記憶がないとおっしゃるお客様もいらっしゃいますし、口座に入ったところまでは記録を残すことはできないかと思いますが見直しは必要ではないでしょうか。	保存期限が過ぎてお客さまからの苦情になったケースを意見としてあげてもらえばよいかと思います。苦情からお客様へのサービス改善につながることはありますので苦情を取りまとめるだけでも今後のサービスや業務の見直しにつながると思います。	平成8年頃、W・Mを使用し始めたときは別番号で記録があるのは当たり前だと思っていました。しかし平成10年頃、期間の調査の業務の仕事に就いたときに本人と確認できない記録(厚生年金は会社名が不明、国民年金は住所がはいっておらず、マイクロがなく本人の特定ができない記録)がありました。本人と特定できなかったため、記録があり本人の記録と思われても根拠がなくそれ以上どうすることもできないと思いました。	当時はどうする事もできなっかったと思っていましたが、今から考えるとどなたの記録かわからない記録がある事をもっと早く内部から対応していくことができたのではないかと思います。そういう気持ちは企職員が持っていると思います。W・Mに記録を入れるときにどういうチェックを行って記録がはいっているか確認に問題があったと思いますが、その後気づいたときにどう対応していくのかそれについても職員から職員にどう引き継がれたのか疑問に思います。
9913	地方庁	その他(社会保険事務所)		(9)の反省点と重なりますが、当たり前のことですが、記録の正しい管理をすることだと思います。そのためには、法令を知り、遵守し、事業所・被保険者それぞれに適切な指導とその継続をしていかなければならないと考えます。	「宙に浮いた年金」といわれる年金記録の問題を明確に認識したのは、報道等で取り上げられてからだと思います。私自身は、平成5年度から6年間、年金相談・裁定業務に携わっていた間、常識では考えられないような読み方で厚生年金の記録が判明した方がいたことがあり、「なぜこのようなことがあるのだろう‥」と疑問を持っていたことも事実です。また、マイクロ(名簿)検索では記録があるのに、WMでは記録が出てこないことにも疑問と不満を持っていました。また、標準報酬月額等の遡及訂正は、事業所に対する指導が適切に行われなかったこと、適切な指導であっても、事業所側の対応が指導のとおりではなかったことの問題だと思います。	年金記録の管理では全体的な対応はできないので、個人ごとに、申出の番号の記録だけでなく、氏名索引(考えられるあらゆる読み方)により他の記録がないか確認しています。年金の記録が、紙データから機械化された時に、移行されたデータが、洩れなく間違いなく、移行されたかの突合がされていれば、また、標準報酬月額等の遡及訂正の問題は、事業所調査での指摘・指示の事後フォローがなされていれば、このような大事にはならなかったのではないかとも思います。
9914	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	現在行っている事を継続。	記録の中に氏名が入力されていなかったり、誤った読みかなで入力されているのは知っていたが、本人から職歴等しっかり聞き取りし、確認していけば判明すると思っていた。 まだ市町村が国民年金の収納を行っていたころ、国民年金の課に配属されたときに市町村の納付記録と社保の記録と一致しないケースがあることを知った。しかし、それは古い記録のみでMT等で情報を受けてからは無いと思っている。 問題の大きさを知ったのは報道等によってです。	業務上で年金手帳を確認するときは、2つの番号がないか確認し、あればその都度統合した。ほかに特別にしていない。 コンピューターが進歩するにつれ、入力されている記録を正確なものにし、古い台帳もコンピュータに記録を入れていけばよかったと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9915	地方庁	その他(社会保険事務局)	浮いてる記録はほとんど、死亡者、無年金者の分多いと思う。また記録を統合する事により、減額する人もおられる。 旧台帳(カセット)記録は氏名索引で確認ができない為、調査に時間がかかる。	手番を統合する事で減額になる未統合の手番はオンライン上に表示をして件数を把握した方が良いと思う。 名寄せで表示されている手番について統合済の分を取消した方が良い。	受給者については年金請求時に記録をするので、現役の被保険者の方が多いと思っていたが、実際は受給者も記録もれが多く、年金額に関わるので、その個人・家族の生活に影響を及ぼす問題と思う。 記録問題を知ったのは平成19年頃、報道で知った。	お客様と記録のこと相談する際は、漏れがあると疑って本人の記録を見るようになった。 本人からの記録の申出があった時だけ対応して、社保側から何も示さなかった事。 事業所からの届書に関して、事業所まかせになっており、社保は根拠もないまま処理している事。
9916	地方庁	その他(社会保険事務所)			私は平成18年4月の採用だったんですが、基礎年金番号に統合されていない番号があると知ったのは、業務にあたってからすぐに知りました。ただ、そのときは、5000万件もの数だったとは知らずに、最終的には裁定請求の時に確認することができるものだと思っていました。 年金記録問題としてとりあげられてからは、自分の考えが甘いものだったということを知り、今現在の正しい記録にしなければならないという認識になりました。	窓口業務のときに、記録調査の関係で来所されたお客様には、オンラインシステム上確認できるものは、最大限調べるようにしました。お客様がおっしゃった記録は、必ずあるものだという認識で取り組むようにしてきました。 この問題はもともと制度上のこととはいえ、問題として取り上げられる前に、早い段階で対応すべきであったと思います。
9917	地方庁	その他(社会保険事務所)	特別便、年金定期便の調査をしていて感じることです。現在も、記録統合した際に、厚生年金等の記録にあわせて国民年金の資格記録追加、訂正等していますが、以前の記録等調査したところ、資格記録の補正(追加、訂正等)を、20歳までさかのぼって処理して状況があり2年以上前の未納期間が発生していて、その期間の調査が多々見受けられます。(本来、20歳以降加入するのが、義務でありますが当時の状況カラ期間ではないのか等、補正時に確認してあるとは思いますが本人さんの申出にもよりますが…)	さかのぼった記録補正(2年以上さかのぼった分)による、国民年金の未納に対して、「手続きした分で未納はない」との申出が多々見受けられますので、被保険者本人さんからの問い合わせに対しては、状況を十分に調査をして、丁寧に、説明させていただくことだと思います。現在は、事跡等登録することが出来るため、可能なかぎり情報を登録して、わかりやすい状況にしていくことが大切だと思います。国民年金記録に、当時も事跡等の入力ができれば良かったと思います。	恥ずかしいことですが、社会保険事務所に勤務していながら、記録の不備がこんなにたくさんあるとは、正直思いませんでした。年金受給手続きの際、すべてを確認していただくことで間に合う、大丈夫だと思う部分もありました。ただ実際に年金受給の手続きをしていただいたとき、会社名、所在地、お名前等で、調査していくなかで、「年金番号はあるが記録は収録されていない」「名前が登録されていない」等、いろんなケースがでてきました。特に厚生年金の記録「080」が検索できるようになって、昭和20年前後のきろくなど、マイクロで確認はできるものの、実際のオンライン記録には反映されていない記録が想像以上にあると感じました。	これもまた、恥ずかしいことですが、ご本人様からの申出があった場合その方の状況については、できる限りの調査をしたつもりですが、他にも同じ状況の方(年金記録が不備のままになって登録されいない記録)がいるのはわかっているが、ご本人様から申出があった時にしか調査出来ないと思って、その状況について何か提案することもなくそのままにしていました。今思うと、こんなにたくさんの方の年金記録に影響がある、特にとても古い時期のことが多く、該当者のかたの年齢も高齢であり、申し訳ないと思います。これから出来る事は、誠意を持って、対応させていただき、間違いのない十分な調査が大事だと、考えます。また、古い時期の照会が多いことについては、その当時が分かる人、例えば「あの事業所は昔はこういう名前で呼んでいた」「大元の会社は○○だ」等地域について詳しい情報がわかったりすると、幅広く深く調査できるのではと思います。高齢のかたについては特に、一刻も早く安心していただけたらと思います。
9918	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	まず、被保険者台帳や、払い出し簿等の映像化を大至急行い、被保険者の方と文章のやり取りではなく、面談をして聞き取りしたほうが早急に解決できるのかなと思います。ただし、最終的には特別便等提出してもらい処理する。	一生懸命納められた年金が、受給額に反映しないなどさまざまな面で不利益となるため、大変な問題だと思っています。基礎年金導入時に未統合の記録があることは知っていたが、件数や記録の不備等の詳しいことについては、マスコミで騒がれるようになってからだと思います。	早期に解決できるよう誠意を持って対応したいと思いました。 年金記録の管理を徹底すること。たとえば住基番号も一緒に入力し、個人を特定できるようにする。 もっと年金の制度について周知広報をし、年金に興味を持ってもらえるようにする。
9919	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	業務迷行者を増員、一件ずつ調査していくしかないと考える。	受給者、被保険者の生活に関わってくるため大変な問題だと感じた。このような問題は、平成18、19年頃に知った。	記録問題が早く解決できるよう対応した。年金請求時以外の相談においても記録の確認をし、本人確認できたものは記録統合をしていった。 この問題は、組織全体での業務に対する意識、記録管理についての情報伝達がたりなかったためだと考える。
9920	地方庁	その他(社会保険事務所)	ございません。	人員を増やし、かけもちではなく集中して年金記録業務を処理できる専門の部署を設置することが、早期解決の方法と考えます。	マスコミを通じて知り、大変驚きました。 国民の皆様お一人お一人の老後を支える年金制度ですので、重大な問題であると認識しました。	法令遵守の意識を高くもち、常にお客様の立場に立ったサービスを提供することを心がけております。 完全な申請主義をとってきたことに反省点があると思われます。 すべてお客様の申し出がなければできないと言う体制が、職員のサービスを向上させようと考え
9921	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	正確性を重視するなら、紙台帳とWM記録の突合が時間と人員増加を要するが、その時に手番に焼かない記録等のレアケースを現場の者から聴取し、それに対応し把握できる全国統一のシステム?を作っておけば、数字の把握にも焼かり、且つ後々一番良いと思います。 迅速性を重視するなら、020-1-11整備等のWM上の整備と、人員増加による人海作戦ですが、時間に追われることもあり、後々同じことの繰り返しの危惧があると思います。	直接携わる課にいなかったため、報道で知りました。	組織としての問題であり、組織としても個人としてもきちんとした対応をとるべきだと思い、個人としては正確性を重視し、できうる限り迅速に対応してきました。 しかし、依然として手作業で一つ一つ人間が名簿を書いて管理していた時代のものを、調査し、記録があれば、それをWMと読み合わせるのは、書き間違え等も多く安易でないことも事実としてあります。 反省点はカセットがオープンされていない記録の存在、機械化されたときの名簿との突合のチェック、020-1-11記録、080記録等のシステム作成時の詳細な作成要綱等の未周知があげられると思いますが、現場の声をもっと前から吸い上げていたら・・・と思います。
9922	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金額については正しい記録に基づいた正しい年金額が支給されるべきだと思いました。 年金記録問題について知ったのは平成17年頃です。	窓口でのお客様に対応する場合、被保険者記録のもれや間違いをなくすように氏名索引には注意を払い、年金加入歴や職歴等についてはていねいに聞き取り行うようにした。 反省点としては、ていねいに仕事をすることと、それぞれの部署でのチェックを十分に行えるような体制にすることだと思います。 そのためには、十分な人員を配置することだと思います。
9923	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	なし	未統合問題と思っていました。この問題については、基礎年金番号が導入された時点で現在のような問題となると思っていましたが、思ったより早く問題になったと思います。	普段の業務において確認できた手番は必ず統合するようにしていました。 この問題については、基礎年金番号を導入する時点で手番統合(事後処理)まで考えてから実施すべきだったと思います。(事後処理における認識が甘かったと思います)
9924	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	適当な方策は考えつきません	機械化となったときに統台帳が正確に反映されなかったことによるものと認識 個別に一致していない記録を知ったのは、十数年前だが、全体的な規模での存在は報道されはじめてからです	現場では、来所・電話された方に対して、可能な限りの調査と説明をするしかできませんでした。大量のものを処理・調査するのに、人と時間をかけて正確にすることが最重要だと思います。 (人もこれだけ複雑な法律になっているのに、制度に精通した人材でなければこなすことはできません。)
9925	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じていません。	OB職員を大量動員するなどして記録整備や再裁定処理にあたらせるべきと考えます。	オンライン化を進める時点ですでに兆しがあったように思います。	個人の自己管理意識の低さと複雑な制度が、さらに混乱を大きくした思うので、個人への年金教 自分が特に注意を傾けていたのは、年金の裁定請求時における他の手番の存在の有無(女性であれば旧姓も含めた記録)の確認の徹底でした。それだけでも請求もれが相当防げるので。 オンライン上の記録と名簿上の記録の照合や旧台帳分のオンライン記録への移行作業などをもっと早くから手掛けるべきであったことが反省点だと思います。
9926	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特記すべき事項はありません。	事務処理誤り等の人的なミスが殆どであり、個人的に納付記録を訂正するという観点に立たず、一律に年金支給を行う等の法改正をすべきと考えます。	昭和60年代前半に国民年金関係業務から健康保険・厚生年金保険の担当となったときに、上司等の年金手帳の安易な払出が行われており、その年金に対する意識の低さを思い知りました。当時は、健康保険こそが花形の部署であるとの風潮があり、年金についての意識が希薄であったように感じていました。 健康保険担当者は、年金に関しては、全く無知の状況であったと認識しています。 国民年金担当の場合は、市町村との関わり上、全ての年金の知識が必要とされていました。 今回の事象は起こるべくして起こったものと実感しています。	各制度間の記録を確認してから、年金手帳の払出を行うことに努めてきました。 各制度においての知識のない職員が多数であり、全ての職員を年金に関わる業務に就けるべきだと考えます。
9927	地方庁	社会保険事務所長	知らない		1、未統合記録については、年金相談や裁定請求時に統合する機会があるとの認識で、未統合記録の実態までは認識していなかった。 2、日雇健康保険を担当したときに、健康保険及び厚生年金保険の被保険者として取り扱うべき者が、事業主等の都合で日雇健康保険被保険者として扱われ、厚生年金被保険者として届出されていなかった。そのほかにも、多くの未加入事業所が存在してきたことも事実である。そのため、過去に勤務した会社名は記憶され、厚生年金に加入していたはずだとの申立てがあるが、被保険者記録が存在しない相談が多い結果となっている。	1、実態確認できたものについては、適正な届出に改める指導ができたが、一部にとどまったと認識。 2、これまでの期間を通して、未加入事業所に対するアプローチが不足していたと反省。 3、年金記録問題解決の取組みは重要であるが、事業所調査及び未加入事業所に対する指導に十分取組みできない状態となっている。年金未加入者や国民年金未納者の増加に加え、賞与支払届の未提出事業所が多く存在しており、新たな年金問題となることが心配される。 4、年金記録問題対応と、事業所調査等の平常業務に支障なく取組む事ができるよう、それぞれ
9928	地方庁	その他(社会保険事務局)	自分が採用されたときには、すでにオンライン化されておりました。 このような問題があることを知り、当初は信じられませんでした。 記録問題に取り組んでいくなかで、ことの重大さを痛感し、国民に対し、誠に申し訳ないと痛感しております。	引き続き、記録関係の調査と、国民に対する報告が必要だと思います。 OBに対する聞き込みも必要かと思いますが、現在の職員でまずは取り組むべきだと思います。	平成17年頃から年金の裁定の仕事しているとき、1人に複数の番号のあることが多く、効率の悪さを感じてました。 問題として認識したのは、マスコミで取り上げられたときです。	とにかく勤務外勤務や休日出勤は前向きに応ました。 年金番号の払い出し等について、各都道府県ごとに独自な事務をさせていたことにあると思います。 今後の社会保険運営についても、全国統一の詳細な事務基準を定め、対応しないと同様な問題
9929	地方庁	その他(社会保険事務所)				
9930	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	迅速かつ、確実に誠意を持って調査しなければいけないと思います。そのためには、業務に精通した職員等が一丸となり効率よくしなければいけないと思います。それとより一層、国民の皆様にも制度等の周知が必要だと思います。	年金記録問題が報道された時に知りましたが、その時は本当に年金記録問題などあるとは思っていませんでした。ただ、基礎年金番号に統合されていない手番のことのみだと思っていました。	お客様には、窓口・電話対応については親切、丁寧、適切且つ迅速に対応を心がけました。 やはり、制度が出来た当初より国民の皆様にもっとわかりやすく制度を説明、周知、理解をしていただく必要があったのではないかと思います。
9931	本庁	その他(本庁)	報道等によって知らされている問題以外、特にありません。	問題発生当時の状況を明らかに確認した上で、現在同様の状況・原因があればそれを排除し、記録について可能な限り正しく修正を行う。	センター在籍時は支払い関係の業務についておらず、また本省への出向期間が長かったため体験的にそういった問題の存在に触れたことがなく、ニュース等によって報道されるのとほぼ同時に問題を知りました。 問題についてはそれぞれ様々な原因や発生状況があると思われるので一概にどのような問題とは言えませんが、結果的に国民にとっていわれのない不利益となる結果を招くような行為がなされたのであれば、そういったことが繰り返されないための対策が必要と考えます。	自分の担当する業務について適正・正確な遂行を心がけ、あいまいな要素をできるだけ除くよう努めました。 反省点としては、個々人の意識に関する部分とともに、中央・地方を合わせての問題の共有化や統一的な対策が早くに行われていれば、事態の拡大の度合いは違っていたかもしれないと考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9932	地方庁	その他(社会保険事務局)	この間、様々な報道がされており、これ以上の問題があるとは思えないところです。この間の報道以外で希望するところは、今後は「年金は世代間の支えあえ」であることを前提に事業主や被保険者が正しい届けをしていただけるような報道がされてくれればと思うところです。たとえば、事業主や受給者の方から非常に多い問い合わせとして「いくらの給料であれば年金が満額出るのか」との話が多くあります。お届け主義である現在の法律では、何かない限り我々では恣意的に低い報酬を届けられてもそのまま受付をするしかありません。賃金台帳などを確認しないとわかりませんし、その機会もすべての方を任意での調査を実施するのは現法、現人員では不可能です。結果、その方達は現在保険料負担をしている方から見れば許されないことですし、又それは私共への批判へと帰ってしまいます。残念です。今後は国民一人が同じ意識を持ち自分がよければなどと考えないような報道(広報？)がされることを望んでいます。	世代間の支えあえである年金が浸透する広報が必要ですが。現在は報道、窓口含めすべての方が、年金制度及び年金行政組織である我々に対し否定的であるため大変厳しいです。自分自身のポジションでやれるだけのことをやるしかない。	WM記録を確認しているときにいわゆる0000記録など古い記録には事業所記号などがないなどがありましたが、WMの画面上ワンケースであると思っていました。5000万件など報道を見てその時期に認識しました。	個人では一件一件対応、また、組織的な支援体制に積極的に参加などを続けてきました。その中でいわゆる自分の祖父祖母の時代に記録を追うこととなりり、記録の不備が見つかるなかで、組織の先人達、先輩たちはいったい何をやっていたんだと怒りに思います。そして、なぜ、組織の中でこの大きな誤りの全体像を現在認識している者がいなかったのか、又認識していたのであればなぜ対応しなかったのか。
9933	地方庁	その他(社会保険事務局)		老齢年金、遺族年金、障害年金請求や未支給や各届書類に旧姓を記入する項目をつくり、手続をされる時に必ず他に記録が無いかを確認する。(窓口の時には聞き取りで旧姓が分かるが、郵送の場合添付書類が無ければ分からないため)	基礎年金番号が作られる迄、加入ごとに年金番号が付番されていた為に記録がばらばらに管理されていて、年金請求の際に記録がもれたままになってしまっている。問題を知ったのは、H19年1月頃。	窓口で対応の際は必ず他に記録が無いか、請求者・配偶者の旧姓や他の読み方で検索をした。
9934	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし		制度が複雑で、しかも40年という長期にわたり掛けるものであるため、若いうちは当然関心は低く、結果として、番号を複数持つ事になり同一人が複数存在する事は、当時としては避けられなかったものと思う。しかし年金請求の段階ではほぼ発見できていたと思ってきた。しかしこの問題が表面化してからは、考えられないような読みがなで登録されているものなどを目にすると、やはりずさんさは否めないと思う。	このように騒がれ始めてからの事ではないが、これまでも「どこどこに勤めていた」と言われれば、誠心誠意探してきたし、あるはずの無い事を言われれば、納得いくように説明もしてきた。しかし当時の法律や、時代背景また本人の記憶など、いくつかの限界もあると思う。さらに上記のような考えられない読み方などがあるとなおさらである。反省点はいろいろあると思うが、一人ひとりの記録を、40年間トータルで管理できる仕組みでないといけないと思う。
9935	地方庁	その他(社会保険事務所)		オンライン化すべき情報を、全てオンライン化する。(カセットを全部オープンする・国年04園面の納付記録変換、特例納付の表示、間違えで「Z」で入っている法免記録を正しくする等。)人手をかけて一件一件記録を照合する。	氏名索引や事業所から検索すれば、加入者の記録を探すことが可能と考えていて、記録漏れや間違いは、年金を受給する手続きの時には判明すると考えていました。年金得別便が発行される少し前から、問題がある事を認識しはじめましたが、特別便の対応をしていて、件数の多さや、今までの方法では探せなかった事がわかりました。	特別便・定期便の対応、その後の記録照会の回答に追われましたが、来所されたお客様には、普段どおりきちんと対応しました。被保険者が将来安心して生活ができる制度や仕組みでなかったし、そういう視点から仕事がされていなかった。記録の管理＝オンライン化があまりにすさん。仕事を「こなす」こと、数字を上げることを優先してやってきて、法令順守の考えが抜けているとこ
9936	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	システムの改善 年金記録の徹底調査 上記2点の直接的な年金記録調査は最優先として、生活費である年金の支払いが随時払いを含んで月に1回というのはどうしてもお客様に迷惑をかけています。 初回払いや停止解除時の支払いについては各月15日ではなく早急な支払いができるよう改善するなど、お客様に納得していただける制度・体制に改善することでも信頼の回復になると思います。	本人のものと確定できていない年金記録が存在することは認識していたが、5000万件にものぼるほど件数があるとはマスコミの報道があるまで知らなかった。 社会保険庁・社会保険事務所の体制に問題があったことは間違いないが、事業主及び被保険者には全く落ち度がなかったとは言いがたく、偽名や生年月日の虚偽による記録問題の増加も無視できない問題であったと考えています。年金手帳の交付に際し社保・事業主・被保険者の全員に認識の甘さがあったと思います。	年金手帳は生涯使用していくものであることの周知が徹底されていなかったこと、紐台帳から電算化への切り替えが失敗したことが反省点。 とにかく、お客様に対して誠意ある調査・回答をすること、窓口できちんと親身になって対応すれば、信頼の回復につながると信じています。
9937	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	人員増	業務課のときに、取得届に数冊の年金手帳を添付してくる人がいて、一人に年金番号が複数出ていることを知りました。 ちょうど基礎年金番号制の導入の直前で、この問題も解決できるんだなと思いました。ただ、2つ以上の年金番号をお持ちの方は返事をくださいとしたお知らせは、あまり、切羽詰ってなく年金を受給するときまでに、すべて解決するものだと思っていました。	複数の年金番号を持っている人は社会保険業務センターに返送するようになっていたと記憶していますので、実際にどのくらいの人が返事を返したかはわかりませんでしたが、問い合わせには、制度の説明と必ず返送してくださいとお願いしていたと思います。 この当時、今のようにもう少し国民の年金に対する関心が高ければ統合年も変わったと思いますし、そのためにもう少し国も努力すべきだったかと思います。 それと、機械化を進める際に一緒に番号化が実現できていれば少しは違ったかなと思います。
9938	地方庁	その他(社会保険事務所)	この8月から相談員として勤務を始め、年金記録の検索を始めて2ケ月足らずですが、想像以上に検索に技術を要するのに驚きました。 あるはずの事務所に書換前の名簿がデータベース化されていないとか、中島飛行機や被服廠など戦時中のデータを、私の知識では検索不能とか、そんなことは些細なことかもしれませんが、時間が追いつきません。 ☆ご本人の記憶する入社・退職日と、社保の取得・喪失日とのギャップ ☆国年の納付期間のギャップ 今更ながら、気になります。 国民は、国のやっていることだから間違いないと深く考えることもなく、ずっと思い込んでいた訳で、今頃になってそれは申請すべき方が記録の変付けを所持していないと不利にはたらくと知るのは、納得いかないでしょうね。 アンケートの趣旨に沿わない回答ですが、念の為回答いたします。	事務員をしていた頃、新入社員の社保手続きの際、厚年番号を再取得する機会が多々あり、そのつど疑問に思っていましたが、彼らが年金の支給手続きの際、滞りなく手続きが済むことを願っております。 (年金手帳に社判と日付印は押してあげましたが、手帳を失くしたら同じですよね) 大きい会社では、社員教育の一環として、社保関係の周知徹底を行っていると思いますが、その機会のない方たちへのフォローがあってもよろしいのかと思います。		
9939	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていない問題以外は存じておりません。	数をはかす為にノルマ、期限をもうけて書類をはかしていると、細かなチェックができず、被保険者・受給者の方に迷惑をかけることになりかねない。年金受給している方の記録整備については専門的な知識が必要となるので、職員の知識の向上の為、より実践的な研修、チェック体制の充実の為に職員の増員が必要と思います。	平成19年頃から、5000万件の浮いた記録についてはマスコミ報道や国会などで知りました。5000万件という数字がどうのよな方たちの記録なのか、最初はわかりませんでしたが、その中に亡くなっている方、脱手受給者、外国人、無年金者の記録なども入っての数字であることを後から知りました。またコンピューターに入っていない方の記録(マイクロのみ)もあり、やはりコンピューター化にする時に台帳からの転記等、移行時に丁寧な対応をしなければならなかったんで	大阪では本人のデーター(報酬等わかる記録)を手渡すことを窓口などで交付しておらず、ほしいといわれてもわたせないとのことで、断っていた。これは常々おかしい、本人の記録なのいなぜみせれないのかと思っていました。被保険者に自身の記録を見てもらい、疑問に思うこと、間違っている所等を確認してもらうことで、社会保険で働く職員、被保険者も年金に対する意識の持ち方がかわっていたのではないかと思います。
9940	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録の問題は社会保険全体として取り組んで行かなければならないと思います。問題の存在についてはわかりません。	未統合の件数が多いとのことであり、年金相談時においても過去の記録を探し、未整理の件数を少なくするためにがんばっています。現在時点職員の数が不足していると思われます。
9941	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	地域住民の方々、お一人お一人に丁寧な対応(窓口・電話・その他含む) によって、解決していくしかないと思います。 近道はないかもしれませんが、制度に対する不安を払拭する広報だけは積極的に行うべきと思います。	一地方で勤務する私には、そのような問題があるとは認識しておりませんでした。 私たちだけでなく、社会保険庁・社会保険業務センターをはじめとした全国的な問題だと知ったのは、テレビなどで報道されて初めて知りました。	事の是非はともかく、地域住民の方々の動揺や不安は計り知れないと思い、とにかく、一件一件の事象に対し、懇切丁寧なご説明を差し上げること以外にないと思いました。 今思えば、もっと効率的な対処の仕方があったのではないかと思っていますが、毎日が多忙の極みで、考える余裕なかったことは残念に思います。
9942	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません。	特にありません。	大変な問題であり、早急に解決しなければいけない問題	1つでも多く記録統合にむすびつくよう心がけた
9943	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	記録を整備し、年金受給者にはすみやかに判明した記録を年金額に反映させなければなりませんが、そのためには十分な作業人員の確保、システム開発等が必要だと思います。 将来的には、年金制度についても改正の議論が必要だと思います。	受給している年金に厚年被保険者記録等が反映していない、年金記録が見つからない等と認識していました。 知ったのは、報道等がされた平成19年7月頃です。	再裁定や時効特例の業務の支援を行いました。 反省点としては、裁定時に記録の確認が十分ではなかったと思われること等が挙げられると思います。
9944	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	方策は特に思いつきません。 一つ一つきちんと解決していき、方策がでた段階で改めて考えればと思います。	今は、多くの方に関わる大きな問題だと感じています。 平成9年頃、期間調査の担当をしており、照会者の記録を見つけ出した時に前後の方の記録もファイル収録されていないケースがあったことを記憶しています。	基礎年金番号導入の時期ということもあり、照会者の記録を補正することが精一杯でした、 反省点は、そういった期間照会にて補正をする時に、同事業所の方の記録も確認し、漏れている記録があれば、本人からの照会は無くても補正するよう統一的な処理案があればよかったと思
9945	地方庁	その他(社会保険事務所)	無し。	未統合記録については、全件解明は残念ながら不可能と思われます。 長引かせることなく、政治的決断をされ、貴重な人的資源は今後の事務処理の正確さにあてるべきものと考えます。	世論に流されることなく、未統合の記録の統合作業を計画的に進めるべきであった。特別便を一度に発送することで現場は混乱し、処理遅延・事務処理誤りが多発し、より不信感が高まったように思える。 問題点の存在は年金給付課にいた平成16年頃から認識。 裁定請求者の手番号の多さに『この人(請求者)はなんてズボラな人なんだ』 と感じていた。被保険者本人が会社が変わるたびに付番されていたり、本人の 自覚の無さにも一因があると思う。	反省点 相談のあった被保険者については、手番の解消に努めた。 前述にも記載したとおり、被保険者は年代毎に、受給権者を最優先に 後先順位を定めたうえで特別便・定期便は送付するべきであった。
9946	地方庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じません。(本年4月民間より入庁し、現職に就いたため、実業務の経験がございません。)	N.A. 事由：(6)の回答のとおり。	N.A. 事由：(6)の回答のとおり。	N.A. 事由：(6)の回答のとおり。
9947	地方庁	その他(社会保険事務所)		正しい年金記録になるよう、昔の管理している記録とオンライン記録を一つ一つ突合していくしかないと思っている。	国民の生活に関わる大きな問題。2～3年ほど前の国会で取り上げられて、認識した。	記録の回復に向けて、突合のための必要な作業をできるだけ行なった。 自分たちの仕事が、国民の大切な年金の記録をお預かりしているんだという認識が不足していたと思われる。
9948	地方庁	その他(社会保険事務局)		社会保険職員がどれだけ頑張っても、不可能だと思います。 現在、国民の皆様に周知・広報しても手続き等に来ていただけない方、亡くなられている方が多数見えると思います。 このような方々を含め国民全体からの協力を得られるように、更なる広報等を行うとともに、問い合わせ先等の拡充をすることにより解決に向けて前進できると思います。	平成9年以前に各制度ごとで払い出されていた番号制度から、基礎年金番号制度に切り替わった時点で、現存でない番号が漏れてきているだけのことだと認識しており、今回の記録問題が報道されたときに「記録がなくなっている」、「氏名が登録されていない」、「生年月日などが丸められている」など様々な自称があることをはじめて知りました。	被保険者から、出来る限り情報を聞き出してマイクロや台帳などの確認や、氏名の読み方や漢字・生年月日に幅をもたせての検索など色々なことを想定しながら対応しておりました。 今回の問題では、氏名(漢字・フリガナ)、生年月日が正しく登録されていなかったり、住所が登録するようになっていなかったために「検索することが出来ない」、「断定しにくい」ことが問題であり、当初事業主から提出される届書に「運転免許書の写し」や「住民票」などを添付させ、「氏名(漢字・フリガナ)・生年月日・住所」の確認を行い登録がなされていればと考えております。
9949	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません		長い歴史の中で、記録の管理方法はより良い方法をとってきたものと考えますが、請求主義の本当の意味を忘れてしまっていた。 このことから裁定請求時において加入記録の確認をすべきところ、コンピュータ化によるデータを過信したことにより徹底した記録の洗い直しを怠ったため記録の漏れ等につながったものと思い	色々な課題に対し自分の役職において精一杯の対応をしてきたと考えます。 自分自身の年金記録に対する認識の低さを痛感し反省しております。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9950	地方庁	その他(社会保険事務所)		1件ずつ丁寧に調べ、1人の目ではなく何人かで調べることで、いろんな角度から見て記録が見つかることもあるので、チームで仕事をしていくのが良いと思います。	年金記録問題が取り上げられるようになるまでは、年金を受給する時に記録の整理するので、最終的には記録はつながる思っていました。既に受給されている人の記録も含めてこんなにもつながっていない記録があったことにとても驚きました。この問題が起きるまでは問題の存在を知りませんでした。	1人1人丁寧に調べ、1件でも多く宙に浮いた年金を持ち主の記録に結びつけようと考え対応しています。 対応する中で、何十年も前のことで覚えていないという声の多さに、改めて今までの年金裁定請求時に記録の整理をすることの難しさを実感し、今のような状態があるのだと感じました。 もともとのやり方が良くなかった思うので、若い人でも記録が送付された時点で確認していただき、記憶の新しいうちに整理しておくのが大切だと思います。 1件に対して1人の目ではなく、何人もでチェックすることが必要だと思います。
9951	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。	法令遵守を徹底し、組織一体となってひとつひとつの記録を最後の一人まで結びつける方法をとること。	一人一人の年金記録は年金受給に結びつく点から、個人の財産を扱うという大変重要な問題と認識しています。その問題が報道によってより大きな問題として認識しました。	組織の一員として年金記録問題に対し、確実かつ正確に取り組み、早期解決に向けて対応しました。 この問題の反省すべき点は、基礎年金番号制度が始まった際、組織一体となって未統合の年金
9952	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	みんな、特別便等の回答のためにがんばっています。	マスコミが「消えた年金」と報道する以前から、被保険者等からの記録照会の中立には対応していました。	特別便や定期便など、回答を求めておきながら、その回答に対する返答がなされないまま次々と送られるいろんな通知。1つづつ解決することが必要では。
9953	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録問題解決には様々な部署が関わっているいると思いますがそれぞれの部署に精通した職員、優秀な職員を配置してこの問題を早期解決すべきだと思います。	年金記録問題の存在を知ったのは平成19年5月、その当時本庁に配属されており国会対応をしている中で年金記録問題の存在を知りました。	
9954	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません	特にありません	年金記録問題については未統合の問題と当初は思っていました。 しかし、記録改ざん等も含めた難しい問題であると現在は認識しています。 年金記録問題以前より、統合の必要性は理解していましたので、未統合の年金番号をお持ちの方に対して本人確認を行い記録統合を行ってきました。 平成14年入庁の私にとって、記録の統合問題は平成9年にほぼ終了しているものと当時は思っていました。 年金記録問題が取り上げられるまで5000万件の未統合記録や、記録改ざん問題など知りませんでしたし、想像すらしていませんでした。	記録統合については常に意識し業務を行っていました。お客様からのお電話であったり、記録照会の多さから、解決には時間がかかるけれど、確実な記録をお客様にお届けする事を第一に考えていました。年金の記録等はお客様との確認作業が今まで欠けていたと思います。このような問題を二度と起こさないためにもお互いに確認し合う仕組み作りが必要だと思います。
9955	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	ねんきん特別便、定期便を契機に一人ひとり記録を確認していく。	基礎年金番号導入に伴う他手番統合の未処理の問題と思っていました。 適用関係の業務を行っていた頃に資格取得を処理する際、疑重複が発生した場合本人からの回答が無いため、新番を払出すことになるが結果として統合ができないままとなっていました。	当時は年金請求時等の契機により統合されていくものというふうにしか考えていませんでした。現時点では、統合処理について別な方法も考え積極的に統合処理をすべきだったのではと思っています。
9956	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			平成15年か16年頃、新聞報道等で遡及資格喪失及び標準報酬の引き下げがあると認識していた。	事務所課長当時は課員に方針として、地方社会保険事務局在任時は、課長会議等の場合に、徴収課職員は適用に手を出さないこと、適用課担当職員は、滞納があるからと、適用を徴収課に任せないことを指導した。 ただ、そのことがどの程度伝わり、その後のフォローアップができなかったことが個人としての反省点。 組織としては、税務署のように、課税と徴収を切り分けた対応が取れていなかったことが反省点と思う。
9957	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		期間照会を担当していた時点でこのような問題が将来でてくると思っていた。10年以上前になりますが。しかし、こんなに全国で多くあるとはおもわなかったです。	カセットに入ったままになっている番号が数多くあった、カセットをすべて開いてほしいと要望しましたがその当時はまったく聞き入れてもらえなかったのが原因のひとつだと思います。
9958	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	有りません。	現時点において、取られている方策を全て完了させることが先決であると考えます。	年金請求の際に受給権者に職歴を記載して貰い、それに基づき調査するものと認識していたため、マスコミの報道が大きくなるまでは問題とは認識していませんでした。	業務センターにおいて、実施した対策の特別体制に参加し、作業を実施しました。 反省点としては、年金記録問題により広まった不安・不信に対し、対応策を迅速に提示でできなかったこと、問題が表面化する前に現状を国民に周知してこなっかたことです。
9959	本庁	その他(本庁)			手帳番号の記録が違った氏名、生年月日で収録されていて、裁定決定後も未統合となってしまう事がある。本人が調査を申請しないとそのままとなる。ほとんどの場合は古い記録なので本人が覚えてなかったり、保険料をかけてなかったと思い込んでいたりで窓口での検索結果に納得のうえ裁定請求してしまう。 職員は氏名の読み、生年月日を変えて検索して、なんとか結びつけようとしていたが限界があったように思われる。会社名を教えられない、検索しても出てこない等で記録が残ったままとなる。 平成17年4月から事務所の年金給付担当となり、裁定の審査をするときに感じるようになった。 社会問題となり、5000万件、収録時のミス等の情報は報道で知った。	一職員としては、裁定請求のときにしっかりと職歴を確認する、記録調査の事務処理をしっかりやる等、業務を正確にやっていくしかないと思っていました。 組織として記録管理をしっかりしていなかったのが一番悪かったと思われます。 現場としては本部の管理する記録を信用して業務をしていくしかなく、業務を正確にしたとしても記録管理がずさんだったため、窓口で責められるしかないというのが実情である。 現場としての反省点は、記録についての相談や依頼に正確・親切に対応してきたか、多忙を理由にないがしろにしていなかったかという点であると思います。 又、業務取り扱い要綱が難解でベテランでも熟知しきれていないというのも問題だと思います。
9960	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	適用事業所が存在していれば、当時の加入状況等の協力を依頼する。	基礎番号のほかに手番を持っている人たちがいることは認識していたが、年金記録問題として認識したのは報道されてから。	個々の記録の突合せが必要とは思った。 反省点とすれば、報道が先行し一斉にお客様が押し寄せたため、職場の混乱・お客様の混乱をまねき作業に必要以上の時間を要した。
9961	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	マスコミ等を通じて年金制度の説明を詳しく行うことによって、年金制度への不信感を取り除く。 すべての紙台帳の記録とWMの記録の突合を早期に進めていく。 また、基金の記録との突合も早期に進めていくことが必要と思われる。	基礎年金番号に登録されていない手番が多数あることは認識していたが、年金相談時または年金請求時に確認するので問題になるとは思っていなかった。(こんなに不備な記録があるとは知らなかった。) 平成19年5月頃知った。	年金記録について日常的に色々な事務処理で携わっているが、改めて適格な事務処理の重要性を再認識した。 以前からこのような不備な記録(カセット記録のWMへの未登録、誕生日のまるめ、紙台帳とオンライン記録の不突合、氏名または生年月日の不備等)の事がわかっていたのであれば、判明した時点で対応を進めていかなければならなかった。
9962	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知らない。		新聞等報道時に知った。	法に則った正しい処理をその都度行うごとの積み重ねがあれば、このような問題を引き起こすことがない、と考える。
9963	地方庁	その他(社会保険事務所)	入職して1年半ほどです。知られている問題もすべて理解はできていないと思います。	回答できません。	入職する2年くらい前に新聞等の報道で年金記録の問題があることを知りました。社会保険庁の確認不足でこのような問題が発生したと思いました。	一人ひとりの相談に対して、誠実に対応することを心がけています。面倒くさがらずに一つ一つの相談に対応していれば、少しは違ったかと思います。 また平成年の基礎年金番号統一の際に今のねんきん特別便のように必ず全員に回答してもらう形式にしていれば、このような大きな問題にはならなかったように思います。私自身平成9年に社会保険庁から、基礎年金番号通知書が送られてきた際、電話して問い合わせました。国民年金、厚生年金の記録は確かにあります、というお返事をいただきましたが、統合されてはいなかったようです。昨年やっと統合されたようですが、そのときもう少し次にどうすればいいか指導してもらっていればよかったと思いました。
9964	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	新聞、テレビ等の報道以外の事は存じ上げません。	本人かどうかの記録確認を地道に行なう。	過去の記録はきちんと整理されていると思っていたので、テレビ・新聞等の報道を見て知ることとなり、正直驚きました。	ねんきん特別便・第三者委員会等、お客様対応をする際には古い記憶の話なので、最後までできちんと話をお聞きしようと思いました。紙台帳からの切替の際、本人記録かどうかをきちんと確認突合しなかった事です。
9965	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	1件ずつ地道にやるしかないと思います。	年金請求時に職歴等を確認しているので大きな問題とは思いませんでした。 平成19年に問題になってからです。	以前、厚年と国年の記録管理が別々だったこと、基礎年金番号導入の時から調査して統合作業を進めていかなければならなかったと思います。
9966	地方庁	その他(社会保険事務所)			疑重複調査票ができたころ。	疑重複の調査班の創設
9967	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		○被保険者が事業所に対して、偽った氏名、生年月日での届出 ○事業所が誤った届出 ○社会保険事務所での誤入力 ○年金手帳の複数の交付 ○試用期間の未加入 などのいろいろなケースにより発生したものと考えます。 年金記録問題が発生したころ	○事務処理誤りを発生させない。 ○事業所中心のお知らせではなく、被保険者一人ひとりに対するお知らせが必要と考えます。 適用、年金に対して、一人ひとりが関心を持つような取り組みが必要と思われます。
9968	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	地道に1件ずつ取り組んでいく。	本人に、事業所名をこちらからは伝えていなかったので、勤務歴はあるのに記録と一致しないため、給付に反映されないまま残っていく記録ができてしまうように思っていました。(約15年前)	本人からの聴き取りを、できるだけ詳しくするようにした。 法の整備、制度の周知不足、事業主・事務担当者の認識不足。
9969	地方庁	社会保険事務所課長級以上			年金制度の問題	お客様に対しては、お話をしました。問題の解決にむけて、土日出勤し毎日残業をし、処理に努力しました。が、時間がみじかすぎます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9970	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			一人の方が、複数の年金手帳所持していることは、採用当時から目にしてきました・新人として、裁定担当に配属されましたが、当時の裁定請求書には、「他の手帳番号をお持ちの方は、お書きください」の欄があり、当該欄に7つもの手帳番号を記入された請求書を見たこともあります。 また、裁定後に職歴を思い出したり手帳が見つかったりで、期間追加の再裁定も同じ担当が行っていました。 よって、ご本人が思い出せない職歴等が当然存在し、置き去りにされた記録がある得ることは、新人でもよ容易に想像できました。 しかしながら、年金の裁定は請求行為によるものであり、理由を次のように教えられていた。 ○そもそも、コンピューターも、電話の普及もほとんど無い時代から年金制度は始まっており、紙で管理していた。20歳から60歳までの40年もの間には、転居等により年金手帳を亡失する方もいるが、以前の手帳番号を調べるには、転居前に務めていた会社の管轄に問い合わせを、書面により行うしかなく、また、本人が年金に加入していたことの自覚が無いまま、新規加入の申請となることも多々あるため、確認のしようがないまま、手帳番号を複数持つことは止む無しとして運用している。 ○年金の裁定のためには、請求書を受け取りに窓口を訪れるため、その時点で聞き取りを行い、あらためて記録調査を行ない、一番最初に払いだされた番号に統合するため、それまで複数の番号で記録管理していても大丈夫である。	振り返ると(8)で記載したことには、欠点が多数ありました。 ○雇用形態の変化 当時は、勤め先を変えることは稀であり、記録を調査することも困難でないはずとしていたが、社会情勢の変化により短期間で職を変えることが、普通に行われているが、60歳過ぎてから40年も前からの記憶をたどることは困難である ○年金制度の改正 制度改正と共に、厚生年金の適用範囲が拡大されてきており、今日では厚生年金加入が当然となっている職場でも、加入できなかった時期がある。しかしながら、このような点は一般の方々には理解しにくいことで、勤めていた記憶はあるため、記録調査回答に不服を申し立てる方が多数いらっしゃる。 当時から都度都度に自分の記録を確かめていただける状態にあったら、年を取ってからは簡単な手続きだけで年金の支払いをすることができるのだが、戦前からの記録の整理をするためのきっかけも、必要な経費も人員も無いまま、加入者が増えていき、手の施しようがないままに、従前どおり「裁定請求のときに・・・。」を踏襲してしまった。 今から思うと、基礎年金番号が始まった平成8年に、組織として期間を定めた記録整備の方針を提示しなければいけなかったと思う。
9971	地方庁	その他(社会保険事務所)		現時点では記録問題が発生してから今まで行ってきた取り組みをひとつひとつ丁寧に終わらせていくことが大事だと考えています。	公的年金制度について信用を失墜するとともに、年金加入者、受給権者の皆様に関係のある大変大きな問題と認識しました。 また、記録問題を解決することは大変困難なことであるとも思いました。 記録問題を知ったのは世間一般に公になってからです。	過去において年金記録の管理がどのように行われていて、そしてそれが(紙台帳等)がどこに保管されているのかを知ることから始めようとしました。 また記録問題が起こった原因を理解しようとしました。 反省点としては紙台帳の記録をオンライン上の記録に写す作業のときに十分な確認をせず、完全な形でオンライン上に写しきれなかったことが大きな反省点としてあげられると思います。
9972	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	公表された内容以外は知りません。	短期間に大量な人員を投入し記録の確認作業を実施し、その結果を本人にお知らせし、、年金受給者には、判明した記録にかかる再裁定処理・時効特例給付にかかる作業を行ない、早期の支払に全力を尽くすことが、現時点における最大責務である。	国会で取り上げられたこと、及び新聞報道により年金記録の管理(過去に社会保険庁が実施した事務処理等)の杜撰さが指摘され、基礎年金番号への未統合記録が約5，000万件存在することが判明したことから、早急に対応策を検討し実施しないと年金制度への不信感が消えないと	年金関係については、申請主義を前提にしており、行政側からの詳細なアプローチが不足していたと思われる。
9973	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間で知られていない問題に関しては、特に知りません。	今までの不祥事やミスに関しては認め、お客様からねんきん特別便、定期便で「もれや間違いがある」とご回答いただいている分を、地道に処理していく以外に方法がないと思います。	現状職員皆で全力を挙げて取り組んでいますが、社会保険庁、社会保険事務所への信頼を回復するためには、地道に作業をして解決せざるを得ない問題だと認識しております。 私は本年2月採用で、それまではマスコミからの情報でしか理解がありませんでしたが、具体的に認識したのは採用時からになります。	お客様からお問い合わせがあったときに、誠意を持って対応しようと努力しています。 反省点としては、お問い合わせがあったときに「お時間がかかります」という答えになり、具体的にいつ頃になるのかを伝えられないことがあることです。おおまかにでもお答えできれば、お客様も安心できるのではと思います。
9974	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	期限までに確認できない記録については該当者がないとして手帳番号を削除すべきだと思います。今までも多くの税金を投入しているので、これ以上税金を使用して記録の調査を続ける必要性は無いと思います。	私は年金記録問題が発生した原因は、制度上の不備と社会保険庁の記録管理の甘さ、それと国民の年金に対する意識の低さがあったと思います。 私がこの問題を知ったのは、入庁して半年ぐらいして、統合されていない記録が多く存在すると先輩職員から聞きました。	対応したお客様の年金記録を正確なものにするために窓口対応、電話対応をがんばってきました。 この問題の反省点は、平成9年の基礎年金番号導入時にお金と人を多く投入して対応ができなかったことにあると思います。そのためにここまで大きな問題になってしまったのだと思います。
9975	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	特別便、定期便による確認や紙台帳とオンライン記録との付け合せ等、現在取り組み中の方策しかないと思う。ただし、専門知識を必要とする部分が多く、内容によっては時間のかかるものもあり、現行の人員では目処が立たない(特に各事務所)のが現状と思われ、記録問題にかかわる人員を増員するしかないのではないか。	5000万件という膨大な未統合記録があることは、平成19年の報道により初めて認識をした。 基礎年金番号導入時(後)に、更なる確認の作業を行っていればこのような件数にもならなかったと思う。	平成9年の基礎年金番号導入時(後)の更なる確認や紙台帳とオンライン記録の突合作業、整備されていない記録の確認をもっと早くに実施していればこれほどまでの件数にはならなかったと思う。
9976	地方庁	その他(社会保険事務所)	特段ございません。 在日万々の未加入問題位と思いますが、.	問題解決の人手を確保するため、OBを無償で協力させる。 また、すべての行政官庁にご協力いただいて、 調査協力を依頼し、最終的には社会保険カードを 1人1枚持つようにする。	忙しい現場事務所では対応が出来ないくらい、時間と手間がかかる問題と 思えます。 前職退社後の、平成17年ごろと考えます。	画面の入力メニューに詳しくないため、対応が出来ないとわかりました。 問題解決へと取り掛かるのが遅すぎた。 また、年金手帳がバーコード化されていなかったり、入力システムが 運動性していないため、住所変更がマッチしなかったり、 IT化の予算が少なかったことによる弊害が、今になって100倍になって 跳ね返っていると考える。
9977	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	年金記録調査専門の担当者を大幅に増やし、正確な記録を回答するべきだと思います。	年金問題について知ったのは平成19年に報道されてからで、至急解決しなければならないと思いました。	正確な記録を回答するように努めました。 反省点はその都度正確な記録を入れていくべきだったと思います。
9978	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	渡邉長官のメッセージにもありましたように、「引き続き一件一件丁寧に確認し、遅滞状況をしっかり管理して、着実に取組みを進めていくこと。」これに尽きると思います。	公的年金制度をの根幹を揺るがす大変大きな問題だと認識していました。	信頼の回復のため、問題の解決に全力をあげること。全体として、事後対応はやれるだけのことは全部やっている。個々の部分では、反省点はあると思いますが、今ここでは思い浮かびませ
9979	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	早期解決には、人員の確保が第一です。	過去記録の整理を行っていた時、未統合の手番が相当あり、早期に統合しないといけないと認識しました。	大阪は過去記録の整理を事務局で全事務所分の調査・統合・回答を行っていましたが、当時も相当数の照会票を受付し、記録調査と統合に努めましたが、想像以上の未統合記録が残っており、当時もっと広報や周知を行い、事業所や市町村に協力依頼すべきであった点が反省点で
9980	地方庁	社会保険事務所課長級以上			昭和53年4月に入職したときに、船員保険係に配属されましたが、(4月～9月は庶務係預かり)この時に船員保険の被保険者台帳のマイクロフィルムへの転写のため、台帳の整理をしている時に、先輩より「古い名簿を新しい機械による保管に変更するために行っている。」と聞かされましたが、コンピュータ化された時点で収録が無いことに気がつき、当時の県の保険課へ問い合わせしたときに、現時点で記録問題になっている整理の仕方を聞いて知っていました。 上記の時点で、早急に改善を行ってほしいと思っていました。また年金記録問題は起こるべきして起こったものと認識していました。	当時の状況を自分なりに認識していましたので、やはり、このような問題が持ち上がったなと思いました。 自分としては、ご本人の不利にならないようにすることを念頭において、対処すべきと思い対応しようと思いました。 当初の予定どおりに、マイクロフィルムからデータ移管を行っていれば、少しは問題点が軽くなっていたのではないかな？と思います。(火事・自然災害等で消失したものは対処できないと思い
9981	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		宙に浮いた年金と言われ始めてから知りましたが、その当時、事務センターの記録照会チームに在籍していました。 みるみるうちに、申請書が増えていき、古い記録になればなるほど、被保険者の記憶もうすれ、調査にも時間がかかりました。ですので、一日も早く解決しなければならない問題だと実感していました。	旧台帳の電話での確認は、ご高齢の方がほとんどで、会社名を伝えると思い出してもらえることが多く、感謝もされ、やりがいを感じました。 自分が掛けた年金、受給していただいて当然のことです。一人でも多くの方に思い出して頂きたいと思い窓口でも電話でも応対してきたつもりです。 年金請求時や基番導入時にきっちりと職歴を確認しておけば、これほどまでに未統合の記録はなかったと思います。
9982	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	長期間遡及する記録等、現在から認定することが難しい事案については、現在検討されているような救済策など、何らかの政治的決着をさせるのが良いと思います。加えてそれとは別に責任の所在を明らかにしなければならないと思います。	年金制度そのものや社会保険庁・社会保険事務所の長年の歪みの蓄積が、一気に噴き出したということではないでしょうか。解決しなければいけない問題が漸く解決するチャンスと考えるようにしました。 よく覚えていませんが、マスコミ等で報道されて始めて知ったと記憶しています。	所属課の方針に従い、年金記録問題対応の業務を一件一件着実に行うよう心掛けました。 膨大なデータを適切に(現代に即した形で)管理する組織(仕組み)づくりができていなかったことが大きいと思います。 また、問題発覚以前には各被保険者等の個人記録に対する意識が弱かったのかも知れませ
9983	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金制度の維持に関わる重大な問題だと認識しました。世間に広まったときに年金問題を知りました。	国民の信頼を一日でも早く取り戻せるように、窓口・電話などで、今まで以上に親切・丁寧な説明・対応を行った。 反省点は、「年金」が如何に大切で重要なものかということの認識が、職員に足りなかったと思います。あとは、国民全体への制度の周知が足りなかったことや制度の複雑さも反省点の一つになると思います。
9984	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	全ての紙台帳記録(旧台帳・原票)とオンライン記録とを突合し、記録確認及び記録整備を行う。		
9985	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	ない。	ない。	在職してから認識した。	現在実行中の事業、企画している事業を、着実・計画的に執行する。
9986	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	なし	基礎年金番号制度施行前に、氏名や生年月日が不正確な記録が存在していることは知っていた。 年金の裁定請求時等に、本人からの聴き取りや、調査、検索等がしっかりおこなわれれば、なんとかしていけるものだと思っていた。	窓口、各種届出の際には、あらゆる読み方での氏名検索、生年月日を指定しない方法での検索等をおこない、記録のもれが発生しないように対応してきた。 今となってみれば、基礎年金番号制度施行時にすべての記録を確認するような方策をとるべきであったと思う。 もっと早期に組織全体の問題とすべきであった。 そういう声をあげることができなかったことは反省している。 また、記録に対する軽視も反省点であったと思う。オンライン化の際に、もっと確実な処理をしてほしかった。 オンライン化前の被保険者台帳、市町村被保険者名簿等の取り扱いは、もっと慎重におこなうべきであり、廃棄せずに全ての記録を残す方法をとってほしかった。
9987	地方庁	その他(社会保険事務局)		膨大な事務処理なので、人員の増加。	大変大きな問題であり、組織全体の記録管理の責任の重大さの認識の欠如が要因であり、記録の不備を防ぐ仕組みがまったく講じられていなかったことが問題であると認識していました、平成16年頃からです。	99パーセント社会保険庁の記録に不備はないと認識していたので、様々な記録問題が噴出し、国民の信頼を失い、我ながらこの組織は駄目だと思いましたが、記録問題が大々的にクローズアップされ、組織的に対応するまでは個人として何もできなかったことが反省点です。
9988	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知らない	人員増による対応	被保険者の年金記録及び受給権に関する問題。 年金記録問題が報道されるようになって	適正な事務処理によりこのような問題をなくそうと思った。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9989	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	4～5年前に知った。年金は身近なものなので大変なことだと思う。	目の前の仕事に誠実に取り組むだけだと思う。
9990	地方庁	その他(社会保険事務局)		定期便のように記録を送付して、本人の方より確認していただき、1つ1つを確定していくことであると考えます。	手書と基礎番の統合漏れによるものであると考えた。 テレビ等で報道されるようになってから。	特別便等が実施されてからになりますが、より丁寧な説明等を心掛けた。 個人の大切な記録であるという認識(職員、市町村、個人、会社)の甘さが挙げられる
9991	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	わかりません	きちんと整備されていて、もれのない完璧な記録になってるモノと思っておりました。 マスコミで知りました。	丁寧にわかりやすく不信感のないように対応しました。 入力の時には、氏名の読み方を最新の注意を払い、入力すべきだったと思います。
9992	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	マスコミ等の報道がされたころ。	特になし
9993	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	まず、現在統合されていない記録につき全貌を明確にし、「未統合記録はあとこれだけあります」ということをはっきりさせることだと思います。あとどれくらいあるかわからない状態のままであれば、「私の記録がどこかにあるのでは」といった疑念はなくなりません。お客様から申し出があった際にも、例えば残り○件あり、その中から調査しました、といった話ができれば納得していただけるのではないかと思います。その後、未統合記録をどのように結びつけるかについては、これまで同様に手がかりである「氏名」「生年月日」から対象者を絞り込み、地道な聞き取り調査(訪問調査等)を行う以外にはないと思います。	私は平成9年に採用となりましたが、事務所で電話や来客対応を行う中で、記録漏れについてのお問い合わせもありました。また金融機関に勤める知人から、その金融機関には受給者の方から依頼をうけて社会保険事務所の窓口に相談に行く担当者がいるという話を聞いていました。私自身としてはこうした例もあるんだという認識であり、例外的なことですぐに整備されているものと思っていました。新聞報道があって初めて膨大な数の記録が未統合であると知り、非常に大きな問題であると認識を改めました。	まず、基本的に「記録漏れは存在する」という意識でお客様のご相談に応じるようになりました。その上で、なんとか申し出いただいた記録を見つけ出そう、一人でも多くのお客様の記録を本来のものに戻さねばならないという気持ちで期間調査業務等に取り組み、その中で申し出いただいた記録以外でも、本人の記録である可能性のありそうなものがあれば、電話して確認しました。この問題の反省点については、これまで何十年もの間保険料をお預かりしていながら、ただの一度も被保険者本人に確認していなかった無責任さ、怠慢に尽きると思います。
9994	地方庁	その他(社会保険事務所)	過去に年金の過払いがあり、定時支払の年金から返納を行なっている、受給者について、毎年送付されている源泉徴収票については本来支払額ではなく返納後の支払額で所得税を計算して発行している。こういった受給者が年金記録判明により再裁定となった場合、所得税の計算が本来額で行なわれるため対象所得が大きく差が出ることになっている。またそれに伴う市町村からの地方税や国保料の差額請求も多額の要求が行なわれ、該当者より年金の追給額より差額の税負担のほうが大きいとトラブルになっている。 もともと現在の源泉徴収のシステムが、年金からの返納を行なう場合に正しい計算を行なっていないことが原因である。	所得税の源泉徴収に関しては以前も国税庁の指摘を受け、過去の遡及支払の取扱を変更したばかりであるが、年金からの過去遡払い分返納者にかかる源泉徴収の取扱についても早急に国税庁と協議の上改善を願いたい。	基礎年金番号を導入時、宙に浮いた記録がその後も存在することは認識していたが、大半は裁定請求時に記録整理がされていると認識していた。しかし、5000万件の記録のうち、受給者の占める割合が多くを占めていることを報道で知ったときに、問題の深刻さを認識した。	申請主義にとらわれた受身の姿勢と、法人についてはすべて強制加入といった実態にそぐわない制度を現在も見直すことなく続けている等、現状に即した制度となっていない点。
9995	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし		未統合記録の問題 平成19年5月	組織の方針に基づき対応した。 社会保険庁の中だけで解決できれば良かった。
9996	地方庁	社会保険事務所長	知らない。	「年金記録問題」について現在の方策で良い。	在籍は平成21年2月からなので、世間一般に知られている知識しかなかった。 平成19年頃、新聞等の報道で知った。	①どのように対応しようとしたか 特になし ②反省点 ・コンピューター記録に移行した時に徹底した検証及び修正ができていなかった。 ・平成9年の基礎年金番号導入時にも徹底したフォロー検証ができていなかった。 ・被保険者が、自分の記録確認をする機会が、裁定請求する時しかなかった。
9997	地方庁	その他(社会保険事務所)	今、報道されている問題以外知らない。	多少時間がかかることを理解していただき、誠意を待って一つ一つ処理・対応を行っていくことが、重要と考えている。	年金記録改ざん問題(遡及報酬訂正)については、徴収率を上げるための組織的問題と認識している、そのほか年金記録問題は、ニュース・新聞報道で存在することをはじめて知った。	遡及報酬訂正調査・フォローアップ照会を誠意をこめて一生懸命行った。年金記録については、個々人の番号で管理することが望ましいと思う。
9998	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません		早期に解決しなければならない問題として認識しています。 こちらに勤務する前にテレビ等の報道により知りました。	 責任の所在を明確にすることが大切と感じます。各自の業務知識深めるためにも自己啓発等で学習も必要と思います。 窓口に来所頂いた方には丁寧・正確な事務処理を心がけ、相談に来て良かったと思われるような対応をしようと思ってます。
9999	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	現在行っている特別便・定期便回答票への迅速な回答以外、問題解決への方策はないと考えます。	5千万件に及ぶ持ち主の特定できない記録については、その大半が手書(厚生年金・国民年金被保険者証)の重複者であるとの認識を持っていました。 平成9年1月の基礎年金番号導入時において、基礎年金番号通知を送付し、他手番保有者に対してはその手番を回答して頂くよう求める通知書を同封しましたが、当時はまだ年金に対する関心も高いとはいえず、その回答率も高いものではなかったと思います。 当時、現場においても「最終的にはご本人が年金を請求する際に複数所持している手番を統合すれば良い」との認識もあったと思います。 記録統合作業は、業務センターにおいて年代別に段階的に行われていたと認識していますが、未回答者等に対する掘り起こし(厚生年金に関しては住所のデータが整備されていない)もままならぬ状況の中で発生したものとの認識を持っていました。	年金記録問題には記録の管理に関する問題と、記録の内容に関する問題とに問題を分けて考えるべきと思います。 管理に関する問題からすれば、紙台帳(単票方式・名簿方式)の管理から現在のオンライン入力によるコンピューター管理に至る時々の時代の中で、考えられる最良の方法をもって現在に至ったものとの認識を持っていました。 しかし、新たな管理方法への移行の際、誤ったデータ入力や個々の判断ミスによるデータの移行等により、結果として本人特定のできないデータが移行して現在に至っていることが管理に関する問題点と思います。 また、記録の内容については、現在も言えることですが、公的制度であるにもかかわらず、記録の基礎情報である氏名、性別、生年月日、住所等の届出の裏付け(確認方法)が何もないことが問題点と思います。 恣意的あるいは作為的な届出がされても、住基ネットに連動しているわけでなく、判断を担当に負わせている状況に問題があると思います。 基礎年金制度導入以降、住所管理が始まりましたが、以前は住所の登録もなく、オンライン化導入以前は氏名さえカナ氏名の管理であり、生年月日も就職時における年齢条件によって、1年や2年の違いはさほど大きな問題ではないとする時代背景の中での遺産が現在表面化していることであると思います。 記録を管理する側の管理責任は、届出を受け付ける社会保険事務所の窓口担当職員に始まり、内容点検・確認・データ入力・チェック等多くの職員にその責務があります。これらの認識をしっかりと持ち、細心の注意を以って業務を行わなければならないと考えます。 また登録されたデータを管理するシステムの検討についても管理責任は発生するものと思います。 更に、より正確なデータ管理を行っていくための検討(住基システムとの連携)を行うことも管理責任であると思います。
10000	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現時点でも、回答にかなりの時間を要しており、国民の不信感は増すばかりです。機械的に出来る作業ではないので、人員を増やし、とにかく件数をはかして、早期回答に努めるべきだと思います。	問題の存在を知ったのは、基礎年金番号制度が導入された以降頃だったと思います。でも、まさかこんなに件数があるものとは、想像もしていませんでした。	せめてこれ以上件数を増やさないよう、国年・厚年の取得処理時など疑義複が出れば、できる限りの調査・確認はするよう心がけたつもりです。 すべての原因は確認不足だと思います。名前が信じられない読み方で入っていたり、生年月日が全然違っていたり。それが事業所・市町村が間違っていたのか、社保の入力誤りなのか今となっては分かりませんが・・・。あとは、過去の職歴の確認を怠り、次々に番号を払い出してしまったこと、などが反省点かと思います。
10001	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			年金記録問題は、多岐にわたっておりその原因もひとつではありません。 行政として、社会保険庁の記録管理にも問題があったと思います。例えば、字がかすれて判読不能となった払出簿、はばをもたせた生年月日管理、偽名・嘘の生年月日でも処理された取得届、重複払出の疑いがありながら払い出された年金手帳、これらはその一部にすぎませんがすべてが「消えた年金記録」のモトとなっています。古い年金記録等をきちんと管理できていなかった責任は重いと思います。 しかし、問題はそれだけでしょうか。年金に対する全国民の意識の低さがなかったでしょうか。氏名・生年月日をごまかして届を出したり、厚生年金や国民年金に対して無関心であったり、何冊も年金手帳を持っていたり、今でこそ年金に対する国民の意識は昔よりも高くなっていますが、過去に遡れば明らかにその意識は低かったのではないでしょうか。社会保険庁、そして国の責任はここにもあるのでは、と思っています。それは、年金制度の啓蒙と年金手続きの指導が不足していたという事実ではないでしょうか。しかも、国民年金の納付率を見たとき、年金制度の啓蒙や指導は、今現在も不足しているのだと感じざるを得ません。(社会保険庁の信用が失墜したから納付率が上がらないだけではなく、国民の意識も低いのだと思います。) 年金記録問題は、社会保険庁だけの問題ではなく、国、そして国民も含めた国家的かつ重大な問題だと思っています。	
10002	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	残された課題を1つ1つこなしていくしかないと思います。	平成17,18年頃知りました。 厚生年金手帳が転職時等に再就職先に提示されていないことが第一の問題で、第二に基礎年金番号付番時に被保険者からの回答が無かったことが原因であると、職場の雰囲気から認識いたしました。 その後、過去の経過を資料等からしり、制度発足時の人員の不足や制度に関する国民の関心度が問題であるとも思いました。 年金裁定請求時に全てを整理する方法となっていたので、それはそれでよいと思っていました	平素の業務をこなしつつ、次々と指示がある記録問題に関する作業を1つ1つこなすことが、問題の解決に一番近道であると信じ対応いたしました。 粘り強く対応していく必要があると思いました。 統合されていない記録があまりにも多いため、問題を先送りしたことが最大の問題だと思っています。
10003	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			まず、「まさか、そんなことがあるはずはない」と信じられない気持ちでした。 しかし、現実のことであり、実際、これから自分たちは何をどうしたらいいのか、国民の皆様に対し申し訳ないやら、社会保険職員の一員として大変恥ずかしいやら・・・・。各事務所で受付・処理され、最終的には業務センターで記録がしっかり管理されているものと考えていました。が、実感はすべての面で処理・管理がずさんだった事がはっきりしたわけです。また、この問題の存在については、まさに新聞・テレビで報道された頃に知りました。	立場上の任務として、市町村・経済団体・適用事業所等への各種協力要請、事務所内においては、相談ブース・来客待合スペース・職員の各作業スペースの確保を行いました。また、来訪者対応(案内)をする中で、お詫びの気持ちを表し、個々人の記録の早期整備に努め、信頼回復をめざしてきました。反省点としては、被保険者等への定期的な加入記録のお知らせが必要であったと思います。今さらではありますが、昔、職員間では「被保険者に(年金)加入期間を教えてやればいいのに・・・」と話題になったこともありました。このことは、現在実践されはじめましたが、当時は、経費の関係で無理だったのでしょう。必要(判断難しいが)なことは、金と時間をかけても実施するという気構え・判断が必要と考えます。また、現在においても、何が必要なのか、日頃からよく考えることが大切と思います。結果を急ぐ(急がされる)あまり、途中の処理が正確に行われなかったり、確認(チェック)がおろそかであったり、または、誰かやるだろう、こんなことはしないだろう・・・こういったことが、今回の問題を発生させた一因ではないでしょうか。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10004	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金問題のことを知ったのは、昨年です。 杜撰な管理体制と、職員の意識不足を露呈した問題だと思いました。	お客様の社会保険庁に対する不審感を少しでも解消できるよう、お客様に対して、「して差し上げる」という意識を持ってサービスの向上に努めました。 公務員意識と、個人情報管理の甘さが反省点と思われる。
10005	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	新組織において、引き続き対応するには、あまりにも限界です。 専門的なプロジェクトチームの立ち上げにより、早急に対応すべきと考えます。	紙台帳で管理していた時期や国民年金保険料収納業務を市町村が行っていた時期に発生したと思われる様々な問題に対応してきました。 ずさんな管理と言われても仕方ない部分は多々あると思いますが、制度が複雑なために、その管理も複雑とならざるを得ず、その結果であると思われます。 問題の存在意識は、ジャーナリストの週刊誌掲載からです。	本来業務以外の業務ではあるが、最優先にこの問題の解決に取組みを行わなければ、自分が所属する組織の名誉にもかかわってくると思い、積極的に年金記録回答票作成業務(補助)を行い、ねんきん安心ダイヤルのオペレーターを希望し、現在は、国民年金業務課として窓口や市町村対応を行っています。 OBの関与はともかく現役職員の負担がまりにも大きすぎる。
10006	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	間違っているものなどは、確認をきちんととって速やかに訂正などの正しい処理を行っていくべきだと思います。 また国民の皆様にあたえてしまった不安や不信感を拭えるように、 日々の業務にしっかりと取り組んでいきたいと思います。	私が年金記録問題を知ったのは、 新聞やテレビなどの報道がされた時でした。 そんな事があるのかと、とても驚き、初めは信じなれない気持ちでした。 あってはならない大問題ですし、 当事者の方々や世間の方々に、とても申し訳なく思いました。	誠心誠意、対応していくしかないと思いました。 同じ課はもちろん、他の課の仕事や問題などもある程度知っておく必要があったのかもしれません。 同僚同士のコミュニケーションが不足していたかと思います。
10007	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金第3号被保険者の記録となっている部分で、配偶者の厚生年金保険または共済組合との記録との突合が行われていない記録が多数見受けられる。 例えば、夫が会社を退職後もずっと第3号被保険者になっているような記録があり、定期便やとくべつ便では気付きにくい。とくべつ便や年金記録での窓口応対時に、職員でも見落としがあると思われる。	(6)の第3号期間の問題は、上記のような事例をデータ抽出し、出来る限り直接本人に通知をしていくことが望ましいと考える。	年金記録問題については、マスコミの報道により大問題となる前は、これほどまで根が深い問題であるとの認識はなかった。単に、氏名や生年月日、会社名、標準報酬月額等の登録ミス、市町村との連絡漏れがあるのだろう・・くらいの認識しかなかったし、これほどまでに件数が多いということも認識していなかった。 また、基礎年金番号導入後、放置されている国民年金手番、厚生年金手番が多数見受けられる点についても、一度『基礎年金番号通知書』を送って、ほかに番号をお持ちでないのか確認しているし、仮に基礎年金番号への統合手続きがすぐになされなくても、年金受給時には確認するのだから・・・という気持ちもあった。 また、このような問題が存在することを知ったのは、採用されて最初の担当課で厚生年金の期間照会を受付、応対することもあったため、その頃には認識しはじめていた。期間照会受付時に、厚生年金記録には個人の住所が登録されていないこと、氏名、生年月日が間違えて登録されている記録があることを知り、WMでの検索で出てこない記録がマイクロで見付かったりすることもあり、記録を探す職員の技量で、記録が見付かったり、見付からなかったりすることを認識したのもこの頃であった。 また、採用されて間もなく、年金請求前にお知らせが行くものと思って上司に確認したところ、「そんなものは送っていない。厚生年金の記録には被保険者の住所も登録されていないから・・・。」と説明を受け、不親切な官庁だな・・・と思った記憶は今でも残っている。『届出主義の下に積極	現時点でこの問題を考えると、すべての根本は、納付していただいた大切な保険料、およびその年金記録を大切にする意識が希薄であったと言わざるをえない。 問題意識を持っていても、当時は、一職員でどうこうなる問題ではないとの気持ちもあり、問題を意識しながらも、行動を起こしてこなかったし、お客様のご意見に耳を傾け、常に問題意識を持ち、その問題について改善すべきことはないか、模索することをしてこなかった。また、法令遵守の意識が低かったことも、大いに反省をしなくてはならないことである。 ただ、この問題が起こってからは、問題解決のためにということで、積極的にとくべつ便の受付窓口に出たり、直接被保険者宅にお伺いしたりと、出来る限りではあるが、少しでも問題解決につながるよう、業務に臨んできた。これからも、この状況は続くが、自分の能力をこの問題解決や年金行政のために活かしていきたいと考えている。 当時の組織では一職員の意見が業務改善につながりにくい、風通しの悪い組織であったが、今はそうではない。法令を遵守し、自分が改善、改革を主体的に行っていく意識を持って業務に臨みたい。
10008	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録対応の専門の課を設け、年金の経験が長い職員を配置すればよいのではないかと思います。	年金の番号を制度ごとで付番していたことによる制度の問題とWM導入時に入力誤りなどの処理的なものがあわさりおきてしまったものと考えていました。 年金給付課に配属になった平成12年ごろから知りました。	年金裁定の際、受給者の旧姓・読み方等考えられる限りでの氏名索引を行い本人のものと思われる記録が見つかった場合は電話・手紙等で連絡をし本人の記録であるか確認していました。 現時点での年金問題についての反省点としては記録照会の確認及び回答に時間がかかっていることが考えられます。
10009	地方庁	その他(社会保険事務所)	基礎年金番号制度導入後、手番統合が済んでおらず未統合となっている手番がたくさんあること。	今まで以上に手番統合を行う必要性を周知する。	年金記録について、ずさんな管理が行われていたこと。	個人の年金記録を預かり管理させてもらっていると考え、未統合となっている手番をお待ちとおもわれるお客様の話しを慎重に伺い、基礎年金番号への統合処理を行ってきた。
10010	地方庁	社会保険事務所課長級以上	マスコミで報道されているものぐらいしかわかりません。	自分の記録に疑問をお持ちの方は、自分が納付していたと信じておられます。こうした場合、どのような説明をしたとしても、すべての方から完全に理解を得られるのは困難であるということも含めて、事実の確認や完全な解消は不可能だと思います。	・技術的問題。 ・時代的(官・民のそれぞれの意識の時代的変化)問題。 ・年金制度をめぐる利害の問題(保険料方式か税方式)。 ・社会の変化の問題(共存共栄のために譲歩や慣習などが存在した社会から競争のためのルールが重んじられるコンプライアンス社会への変化) ・政治的問題 上記のさまざまな社会変化への認識や対応が遅れたことと、ここの問題が社会問題化したときの対応が適切でなかった為にこのような大問題に発展したものと認識しております。 ここの問題が社会問題化する都度、それが問題であることを認識させられました。	我々にできることは、お客様の話をよく聞き、親身になりつつも、法令順守を踏み外さず、できる限りのサービスを提供することしかありません。 コンプライアンスへの意識が不足しておったために、たとえそれがお客様個人のニーズを満たすことであったとしても、時代のニードにそぐわなかった為に国民の皆様の信頼を失墜する結果を招いてしまったことが一番の反省点です。
10011	地方庁	その他(社会保険事務所)	事務所単位で判別できないことを、本庁に疑義照会としてあげても、回答が未だだされていないものがある。 疑義としてあげられているものに対し、長期間放置していると事務所、ひいてはお客様に思われるのは問題ではないでしょうか。	社会保険庁が存在している期間に疑義としてあがっているものについては、当然社会保険庁としてに回答をしめすべきと考えます。 疑義照会にもサービススタンダードのように、いつまでに回答をだすよう期限をもうけるべきではないかとか考えます。	全職員が一丸となって取り組む問題であると認識しているが、実際には安価な業者なのか、年金記録専用ダイヤルにおいてあまりにも苦の悪い(氏名の漢字が相違しているにもかかわらず、手帳番号を話す等)回答をしていることがあるのではないか。 平成21年10月に、社会保険業務センターからの依頼の際に、同姓同名同生年月日の別人がいるにもかかわらず、氏名変更のうえ、記録統合せよとの処理票がきた時、本人記録かの確認がしっかりとなされていないのではないかと感じました。	その時の処理票については、業務センターに再度確認を依頼し、回答が得られるまで処理を保留しております。 記録を一件でも多く確認しようとするあまり、本人確認が不十分になっているのではないでしょうか。 また、民間業者へ委託するにしても、十分な知識に基づいて行われるものであってほしいです。 そちらの回答と事務所の回答が食い違うと、さらに年金への不信が拡大すると考えます。
10012	地方庁	その他(社会保険事務所)	一般に知られていない問題以外には、わかりません。	職員一丸となって、引き続き迅速かつ真摯に全力で取り組むことしか方策はないと考えます。	厚生年金の資格照会の経験がないため、厚生年金関係についてはわかりません。 国民年金については、年金裁定時に納付記録と領収書の整合性がないことが生じていることがあることを平成11年ころに認識した。	本人に対しては、できうる限り最大限の調査を行い、回答してきた。 しかし、国民年金には市町村を含めた資料を廃棄していることが正確な調査を阻んでいるように思えます。 少なくとも、国民年金の加入処理を行った日が、機械化以降、確認できるようにしておくべきであったと考えます。
10013	地方庁	その他(社会保険事務所)				
10014	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	一人ずついろいろなケースがあり、ひとくくりに何かを出来るというものもあると思いますが、誠意を持って1件ずつ対応していくことが基本と考えます。	記録問題が大きく取り上げられる以前から、例えば国民年金であれば市町村が保険料徴収を担当していた時代の社保との記録相違などあったと思いますが、基本的に言えるのは手管理の時代の膨大な記録についての管理・把握が完全でなかったということだと思います。	機械化になってからは、管理という面では格段によくなったと思います。それでも、人間が入力等をすべてするわけですので、そのチェックが重要になったと思います。 問題点としては、コンピューターを動かしたり、その基本となるシステムを作ったりするのは、すべて人間であるという点と、そのモラルということになると思います。
10015	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に無し	すべての事務処理を一時止めて年金記録に集中処理は、できませんかね。	この問題が出てくる前に職員は、いつか何かが起こると誰も思わなかったのか反省することは多いにある。社会保険庁、厚生労働省全体の問題であり皆の記録をコンピュータ化出来なかったのは、予算的なものがあったのなら、それを指摘する者もなかったのか。問題の存在は、国会で追及されてからだと思う。	親切、丁寧にお客様の申し出を受け事務処理を速く。
10016	地方庁	その他(社会保険事務所)	特記することはありません。		多数の未統合手番が存在しているのは、基礎年金番号スタート時(当時国民年金課に在籍していたため多くの手番統合処理をしました。)に認識しました。その後一職員としては、年金裁定事務時、窓口年金相談対応時等に氏名索引をしできる限り未統合手番を登録することを心がけていましたが、氏名等入力のない記録がそのまま放置されているのはいたしかたないと軽い気持ちでいました。また、自分の加入状況に無頓着、年金制度について無関心である方も多数いることだし事務所のせいにばかりされて、不快だと当初記録問題について感じてもいました。	コンピューター移行時の入力作業のずさんさが最たる原因であるのと、年金制度の内容を国民に周知できていなかった、また年金番号の重要性についての職員の認識が不足していた結果、このような事態になったと思います。
10017	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般の年金記録問題への認識は、どんなことがあっても年金へ結び付けられるべきとの認識であり、下記のような、記録管理上は問題の無いケースで、本人に結び付けられないという問題があります。 1)本人が勤めたことの無い会社に、勤務の実態が無いにもかかわらず、厚生年金加入として記録が存在している。 一般に、同姓同名同一生年月日は存在するものであるため、別人の記録として、宙に浮いたままにしておかれることになるが、珍しい名前で同姓同名が考えにくいケースでは、 ・不正な手続きがとられていた ・本人のものだが、窓口で適切に案内ができず、請求漏れとなる のどちらかであり、どちらにしても問題となる。 2)本人が知人の名前を借りて、厚生年金に加入したが、他人の記録となってしまうため、年金として請求できない。 知人も、本人記録への統合を了承しているが、資料が残っていないとして事業主がそのことを認めない。 3)死亡した知人を騙るケースがありうるため、氏名と生年月日を偽って勤めた厚生年金の記録を統合できない。	コンプライアンス違反とならないよう、レアケースについても、個々に解決ルールを作らないと、身動きが取れないと考えます。	1)平成元年頃ですが、既に女性の厚生年金加入に生年月日が誤っているものが多く存在し、将来、請求漏れにつながる恐れがあると、認識していました。届出内容が誤っているのであり、社会保険庁では、対策のとりようがなく、施行規則の改正等、制度を改めるしかない問題だと思っていました。 2)最近になってからの記録問題については、杜撰な管理方法を問題にしているのか、制度の欠陥を問題にしているものなのか、職員のミスの問題なのか、「年金記録問題」として無理矢理ひとつにまとめて論じられているようで、このことが、さらに解決を遅らせていると思います。	職務専念義務に違反している意識が無い以上、個人では対応のしようがありません。
10018	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	まずはねんきん特別便にかかる調査・回答を早急に行うこと。	私は平成15年4月に採用になり、業務課に配属になりました。厚生年金の記録照会の事務が大量にあり、かつ、なかなか処理が進まないことに驚きました。今後年金受給者がふえていくので、大変なことになるのではという認識はありました。	記録照会の担当課のときは早急に確認作業をおこない、回答することに力を注ぎました。また、年金問題は現場の職員のがんばりだけでは解決せず、制度設計や過去の仕事の仕方など、すべてを反省しなければならないと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10019	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	別になし		平成9年1月の基礎年金番号導入の社会保険大学校での研修の中で未統合記録の存在は聞いたと思われる。ただ、そのときは裁定請求の際に明らかになるので問題ないことと、本人の番号と確信しても、氏名・生年月日・住所が同一でない以外は、決して統合しないようにも言われた。本人へ連絡することも禁じられていたはずです。そのため、件数の膨大さはもとより、解決へそんなに時間の掛からない問題と認識していました。 その後、この問題を日常の業務の中で深く考えることは、マスコミで騒がれだした18年までなかったと記憶しています。	国民の皆様と直接話すときは記憶の糸を手繰り寄せ、1件でも統合できる努力はしました。また、事あるごとに周知にも努めていました。 反省点としては、当初から地方には何も告げられておらず、解明策にしても、個人情報保護規定の観点から、本人から要請のない限りどんなに本人の番号であると確信しても、氏名・生年月日・住所が同一でない以外は、決して統合しないようにも言われ、本人へ連絡することも禁じられていたため、60歳請求に頼りすぎたことから、いたずらに時間が掛かったと考えます。
10020	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	年金記録の調査や、年金給付について限られた人間しか知識がなく、事務所全体を通しても事務をできる人間が半数以下しかいないという現状です。 そのため、年金給付の知識のある者だけが業務量も多く処理できる件数が限られています。それが原因で業務量の限界により体調を崩したり、精神的な安定もなく、退職者が増え専門知識のある職員が減少します。 職員全員が年金給付の専門知識を身につけ全所で対応するというような組織になっていかなければ知識のない者だけが年金記録に携わらなくていいという不公平が出てきます。かたよった事務量では膨大な量の年金記録は2年以内では完結できません。	3年前に年金給付課に配属され年金裁定手続きの窓口に多く出るようになり、一人でいくつも年金番号を払い出されている方がほとんどでした。 裁定の時に統合をできるものはしていましたが相当前の加入記録のため加入していたかどうかも不明な方もあり、統合を断念する方もいらっしゃいました。 都道府県によってどこまで特定できたら本人の記録と断定するという指針はばらつきがあり、明らかに本人の記録とこちらが判断できても断念することもありました。ただ、そのころの裁定手続きにこられる方は昭和30年代後半から厚生年金加入という方ばっかりでしたのでほとんど検索すれば本人の記録を登録できました。そのため、年金記録問題を深く認識していませんでした。 ただし、このころから未統合の記録があることは知っていました。	未統合の記録があればできるだけ勤務先の所在地の情報をある程度絞って本人に伝えて本人の記憶が思い出されるよう対応してきましたが、提供する情報には限りがあり全部を提供することができませんでした。 また、大正時代生まれの方の加入記録はある程度カセット番号のみになっていて、そのため氏名検索のみ行い、それで該当がなければ他に加入記録はないと判断してしまったこともありました。自分自身の記録調査に関する知識がなく最後まで記録調査をすることができませんでした。 昭和30年以前の加入記録についての知識が無かったことが反省すべき点と思います。 そして新たに年金に加入するときは必ず年金手帳を持参して加入をするという国民一人ひとりに意識付けが必要だったと思います。 加入手続きの時年金番号不明であれば新たに年金番号を払い出すということをせず、必ず年金手帳の提出を求め、一人ひとつの年金番号で今までの記録が更新されていくというシステムを作っていなかったことがひとりでいくつもの年金番号を持ち、未統合の年金記録を作ってしまった原因だと思います。
10021	地方庁	その他(社会保険事務局)	①特別便に対する解決もままならぬままに定期便の発送がされており 重複の調査になっていたり、定期便でまた記録がおかしい、直っていないといった受給者や被保険者からの苦情の元になっている。 ②携わる職員数が絶対的に不足している！	①特別便に対する調査が完了されてから、定期便を送付すべきだった。 ②早期解決を図るなら賃職をふやすという対策ではなく 職員を増やしてほしい。 現在、国民年金記録の調査に携わっているため 痛切にそう思います。	自分も社会保険庁の職員の一人として 今回の年金記録問題を重く受けとめ、 窓口・電話業務ではお客様に接してきました。 しかし、恥ずかしながらこのような問題になるまで こんなにも大きな問題とは受け止めていませんでした。	窓口・電話対応時、常にお客様の立場になって考え対応し、 年金制度や古い年金記録についてのより一層の勉強で知識レベルを 向上させることに尽力しました。
10022	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	未だ、未突合の記録については、コンピューターの力も駆使して、整備していくとともに今後も丁寧な回答をしていく。そのためにも体制の整備も図る必要もあります。定期便を実施していくうえで、第三者委員会のあっせん事例も取り上げ、事業所側の協力も不可欠であること、広報していくことも大事かと考えます。 ねんきんダイヤルの相談体制のさらなる充実も含め、適用業務、年金請求受付の体制を充実したものにする。	記録に誤りのある受給者、被保険者の方にたいへん申し訳ないことであり、組織をあげて対応していかなければならない問題で、強制加入の制度において信頼をなくす大問題で、他の件もあり完全回復は無理と思った。厳しい言葉の受けできましたが、自分にできることはやらねばと思う中、高齢の受給者のことを思えば、特別便等、解決の方法に別の施策があるのではと思ってきた。 何年もはなれていた適用業務についたのが18年で翌19年だったと思う、 定時決定を行う算定基礎届の事務についてあらためて考えた。	相手の身になってことを考える。紙台帳のとき、コンピューターへの切り替えのとき、非常に大事な作業と意識していたか、このことはどんな業務にもいえる。 限られた時間において優先順位もつけられず、迷惑もかけ苦情もうけた。 手の遅いことは、大きなマイナスとなり迷惑をかけていると思う。 組織全体として人員減で厳しい状況において、年金記録問題最優先といいながら、通常業務も待ったなし。 今後は、今回のことのようなことが起きないないようトップには考えていただきたい。
10023	地方庁	その他(社会保険事務局)				
10024	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		慎重に取り扱わなければならないと認識しております。 ニュースなどで一般的に話題になってからの在籍になりますので、当初から重要な業務だと認識しておりました。	慎重かつ迅速に処理するように努めております。 基礎年金番号付番時に、手番の整理をするべきであったと思っております。
10025	地方庁	その他(社会保険事務所)		所掌事務の細分化をしたほうがいいと思う。今の仕事は多岐にわたっている割に制度に精通している職員の数が非常に少ない。	この組織に入るまで、記録の管理がずさんだったとは知らなかった。	記録の回復について、自分なりに努めた。 過去の人の仕事ぶりと、度重なる制度改正の周知不足。
10026	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	大臣がご提案されているように、期間を区切って、一斉に、宙に浮いた年金の持ち主を探すべく、年金問題に集中して取り組むべきだと考えています。 その中で、どうやって手をつくしても、持ち主がわからない場合は、その原因を分析し、今後の対応に生かしていく必要性もあると思います。	私自身、基礎年金番号導入後の採用ですが、厚生年金の新規取得時などに疑重複番号が払い出しされることがありました。 このことにより、1人1つ年金番号である制度のはずなのに、2つ年金番号が払い出しされてしまっているケースがあることを知りました。 あと、特別便などの対応をして体感したことですが、基礎年金番号が導入されたことや、そのことによる手続きについて、あまりご存知でないお客様も多いことを感じました。	対応としては、私自身は、当然、疑重複が払い出しされた方へ確認をし、前職や今までのご住所をお伺いし、同一人の記録かどうか確認をし、疑重複を解消すべく努めてきました。 また、書類審査時において、書類記載の年金番号以外に、別の年金番号を持っておられるかを必ず確認し、万が一、同一人と思われる年金番号があった場合は、すぐさま、ご本人様へ確認をするなど、事前チェックの徹底に努めてきました。 特別便の時には、制度自体について、ご説明させて頂いた上、年金記録確認作業を進めおりました。 反省点としましては、基礎年金番号導入という大幅な制度変更にも関らず、制度に対する周知徹底や啓蒙に対する取り組みが甘かったことによるものと思っております。 また、それによる事後フォローとして、当時より記録確認用紙(緑色の紙)が送付していたものの、それに対する取り組みも甘かったと思います。 今後は、上記、反省点も含め、過去の年金の移り変わりに対する制度に対して熟知するように努
10027	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ない。	時間をかけてひとつひとつ解決していくこと。	未統合の手番があることは知っていたが年金裁定時に統合されるため問題とはとらえていなかった。 年金裁定済みの方の手番未統合が多数あることを知ったのは新聞報道などをされた際。	ねんきん特別便の窓口対応の際に相談者の話を丁寧に聞き、未統合手番の発見・統合に努めた。反省点としては、手番の管理がうまくいっていなかった点及び年金の裁定請求時に受給者からの聞き取りを念入りにできていなかった点と思われる。
10028	地方庁	その他(社会保険事務局)	わからない。	人海戦術。	ニュースで知った。	できることからはじめる。少しずつでも前に進む。 過去から問題発覚までの間の「国民・行政・政治家」のすべて年金制度に対する認識の甘さが反省点である。お互いがお互いを監視する機能が必要。
10029	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし		社会保険庁が保有する記録が全てオンラインで確認できないことが原因であると認識している。 平成20年ごろ	社会保険庁が保有する記録の整備をこの問題が発生する前にやるべきであった。(オンライン記録と原簿との突合等) 被保険者や受給者への記録確認を求める前に、保有する記録を全てオンラインで確認できるように整備を行うべきである。
10030	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	年金記録問題への対応については、平成19年8月に策定した「年金記録適正化実施工定表」及び平成21年3月の「年金記録問題のこれまでの取組と今後の道筋」等に基づき、「ねんきん特別便」による記録確認を中心とした取組みを進めていくことが基本。回答のない方や連絡が取れない方等への接触を地道に行い、一人でも多くの方の年金記録が整備されるよう地道に取組んでいく。 特に市町村にとっては、住民の方が年金受給権を確保していただくことにより、国保、生活保護制度等における財政負担が軽減されることによるメリットが大きいことから、住民情報の提供を含めた協力・連携の規模を大きくするべきである。	1国民年金納付記録について ①市町村が後認した検認台紙、規則検認による収納一覧表等、市町村から納付記録が報告され、それを社保事務所では、被保険者台帳にゴム印を使って消しこんでいた。その記録をさん孔紙テープにして業務Cに送付していた。このように過去の事務処理の流れが人の手を何度も介して行われていること自体、一定の事務処理誤りが生じる素地があった。 ②また、住所変更に伴う転出・転入者の納付記録のやりとりや数回に及ぶ特例納付、免除記録、前納記録における保険料額改定に伴う充当等制度・事務処理においてわかりにくい面もあった。 ※①、②とも社保事務所国年担当課係員として所属していた当時。 2厚生年金記録について ①制度的に事業主に課せられた部分で、被保険者の氏名については被保険者本人の事情等により本名を通称名に変えていたり、生年月日を若くしたりして届け出た事例があったのではないか。(具体的に覚えていないが、笑い話的に民間の人から聞いたという記憶がある)。件数的にどの程度あるのか、はわからないが、年金記録が正確に統合されない・出来ない・進まない面に影響があると考えられる。 ※①について。前期1と同時期	(質問3時点での対応策) 1国民年金納付記録について 事務処理を正確に行うことしかなかった。市町村職員との会議・研修等は定期的に行われていた。 2厚生年金記録について 事業所指導(算定基礎届提出時や総合調査等)で地道に取組むこと。 (現時点での反省点)) 1基礎年金番号導入時(平成9年1月)の対応について ・この機会にそれなりに取組まれたが、 ・株券電子化導入時のように広報関係を強化すべきではなかったか ・基礎年金番号、氏名、生年月日、年金記録・納付記録、標準報酬等まで、個人宛に周知し、本人申立により年金記録全般の修正を行うべきではなかったか。 ※年金記録問題として今取組んでいる対応策を当時、行っておけば全般的な影響度は少なかったのではないか。 2国民の皆様目線でのサービスが不足していたことは否めない。保険料を預かり、将来の給付に繋げていく業務の担当機関として、少なくとも年一回のねんきん定期便的な報告を行う等の取組みをすべきであった、と考える。
10031	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	定期便や特別便を定期的に出して地道にやっていくしかないと思います。	私が入ったのは平成8年ですが、そのときは業務課として配属されたのですが、まだ基礎年金番号制度がなく資格取得届も年金手帳がなくても新規に払い出している状態でした。その当時は、年金を請求するときに確認するから大丈夫との考えで行っていたように思います。また古い紙台帳があるのを知ったのは、実際に年金給付課にきてからで、オンライン化されていないものがあるのはなんとなく知っていたのですが、あまり深く考えたことはありませんでした。	安易に手帳番号を払い出しすぎたことが一番の問題だったと思います。ただ昔は紙台帳で管理していたので、今みたいに番号を特定することは難しいので、制度的に完全に管理することは難しかったと思われます。
10032	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	職員一丸となり本庁・事務所も同じ方向性で仕事をしていく。	紙台帳からオンラインへの変更時と基礎年金番号制度等の 制度改正時の準備不足の問題が大きい。	仕事への意識は今も昔もかわらない。 父を2歳で亡くして遺族厚生年金を母がうけていたので、職場への 恩義を感じ、思いは人一倍つよい これからも年金という商品を住民の皆様にわかりやすく説明し 信頼回復に努めたい。 紙台帳からオンラインへの変更時と基礎年金番号制度等の 制度改正時の職務怠慢。 あの時点で記録の整合等をしっかりしていれば、ある程度、 この混乱は避けれたと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10033	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		本人と思われる記録があるのは知っていましたが、年金請求の際の問いに対して本人が覚えてないと答えることが多かったので、どうすることも出来ない問題だと思っていました。 現在は年金に対する世間一般の認知度・関心が高まり、真剣に考えてくださることが多くなったため、今のように処理が出来ているのだと思います。	広報不足による年金に対しての世間の関心の低さ、制度内容の複雑さで今回のようなことが起こったと思います。基礎年金番号制度が出来てからは旧姓の登録漏れや重複払出が大幅に減少し、再確認する際にも大きく手間を省略できるようになっていると思います。 また、加入記録をこまめに確認できるようになる年金通帳には大いに期待しています。
10034	地方庁	その他(社会保険事務所)		現時点では記録調査に非常に時間がかかるため、オンライン化された紙データを検索しやすくするためのシステムの改善がさらに進むと良いと思います。	原因は多岐に及ぶと思いますが、多くは、紙で記録管理されていたデータをオンライン化する際に生じた漏れや間違い、またオンライン化後における入力誤り等の事務処理上のミスと認識しておりました。問題を知ったのは平成19年6月ごろの国会中継です。	お客様と応対する際には、できる限りお客様の不安を取り除けるよう丁寧に説明するよう心がけました。反省点としては、窓口の混雑・ねんきん特別便にかかる処理の遅れ等でお客様にご迷惑をおかけしたため、もっと早い時期に段階的に特別便のような取り組みができていれば良かったのではと思います。
10035	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	私が入所する前(平成21年2月)から、年金記録問題についてマスコミで何度も報道されていたので、なんとなくは理解しておりました。 報道では記録管理のずさんさのみがクローズアップされておりましたが、実際はそれに加え、国民の関心の低さも大きく影響していたように思います。 基本的には保険料を支払いだしてから、実際に支給を受けるまで、長い年月がかかりますので、身近なようでありながら無関心になりがちです。 また改正が何度も行われたことにより、制度の複雑化が進み、国民にとって理解が難しくなったことも無関心に拍車をかけたように思います。 国としても国民に関心を持ってもらうような効果的な働きかけがうまくできず、長年放置されていたことがこのような大きな問題につながったと思います。	年金問題が表面化したことで、多くの国民が年金に対して関心を持つようになりました。また国も年金を支給する段階まで国民を放置するのではなく、特別便や定期便などで現状の記録を確認してもらうような仕組みを作ることで、国民の問い合わせも格段に増えました。 年金業務に携わる一員として、国民からの問い合わせに丁寧に誠実に答えることで、年金に対する理解を深めていただけるよう心がけています。
10036	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	①今まで通り時間をかけて、一つ一つ対応していく。 ・正当なやり方。現時点で出来る最良の方法。 ・膨大な時間・費用の投入が必要で、調査が終了しても証拠が不十分で認められない記録が多く、国民の不満はなかなか収まらないのではないかという疑問。 ②未納・消えた年金等未納期間に関して理由は問わず、一律に未納期間を救済。 基礎年金部分の救済が望ましいが、厚生年金部分についても条件を設けて救済する。	・会社を経営している人にですら、社会保険の知識が浸透していないことが問題と認識。 ・問題の存在を知ったのは徴収課に在籍しているとき。(H14～15頃)	【対応】 ・滞納事業所の経営者や経理担当者に、社会保険の重要性を話すよう努めた。 【反省点】 ・社会保険の広報不足。会社を起業する人が法務局へ行くことを狙って、共同で説明会などを開催。
10037	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録については、様々なメディアや国会等で大きく取り上げられており、何かしら報道済みであるものがほとんどである。 (その報道の大小・頻度などは別であるが) 実務的な問題として、旧台帳保管記録や被保険者原票のマイクロフィルム化などがある。 当時の事業所適用状況(民間軍需工場であったり、本社・支社のある企業の適用方法であったり)や土地勘も必要となり、本来、厚生年金手帳記号番号が払い出されているにもかかわらず、「厚生年金の加入がない」旨の回答となってしまった例もある。 単純に記録が「あった・なかった」だけではなく、どのような調査をしているのかということも重要である。	システムとして現実的であるかどうかはさておき、ひとつの案として。 被保険者原票照会(厚年080)の際、事務所符号と原票(マイクロフィルム)保存庁の統一コードが合わないケースが数多く散見される。これらはほとんどが事務所の新設・統廃合によるものと思われる。 このため ・ねんきん特別便等に表記された事業所名と実際勤務した事業所名が異なるもの(多くは事業所記号の収録誤りなのだが・・・) ・事業所記号が収録されていない(いわゆるオール0)記録について原票の特定 ・原票照会の際、事務所符号と同一の事務所の統一コードのみを閲覧してしまう など、ワンストップでの対応が難しくなってしまう記録が多い。 そこで、被保険者記録照会回答票(資格画面)(厚年021-1)上に、該当記録の原票のカセット・プリップを表示できるようにしてみたらどうか。 「事務所符号-事業所記号-被保険者番号」の一行下に空白を置き、080上で原票が確認できる場合は「統一コード-カセット-プリップ」を表示する。(原票未確認の記録については、空白ないしはオール0とする)中間記録による複数の原票がある場合には、より最古のものを表示する。	いわゆる「宙に浮いた5000万件の記録」が問題になる以前では、年金裁定時の確認による水際作戦がもっとも有効であるという認識でしかなかった。(手書記録の存在はわかっていたが、具体的な数についてはマスコミで大きく取り上げられた時点まで知らなかった)	・年金裁定時の加入期間確認の徹底 ・氏名検索による本人への喚起(事業所所在地・職種などでの同姓同名記録の絞込み) いずれも水際作戦でしかなく、全被保険者への通知といった発想はまったくなかった。今考えれば「甘い」と言われてもしかたがないものである。
10038	地方庁	その他(社会保険事務所)	私の立場では、知られていない問題は存じ上げません。	過去のかたよった人事において、社会保険の職員でありながら、基本的な制度の理解できていないものがいるため処理がおくれている様に思われる。 人材育成が急務である。	年金制度に加入しているにもかかわらず、受給期間として計算されていないと認識しています。 報道にて知ることになりました。	丁寧に調査するようこころがけた。 あまりにも過去において、職員及び国民、事業所において年金制度に対し意識がなさすぎると思われる。これからは、国民すべてが年金制度を正しく理解し理解する場を多くつくり変えていかなければならないと思う
10039	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	紙台帳との突合が急務と思われる。予算と人員を投入して短期間で解決するしかない。	浮いた年金らしきものがあるとは認識していたが、あくまでも申請主義であったため、本人からのもうしでがないと、統合できなかった。	その当時は本人の記録と確定できないと統合すべきでないと厳しく言われていた。しかし、現在のような状況になることが、十分に予想できたわけでありますから、もう少し被保険者のためになるように業務を進めるべきであった。 申請主義を御旗に掲げ多少はお役所仕事といわれるような業務になっていたかもしれない。
10040	本庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題は、記録の統合漏れという実務的な問題の他に、年金を支払う側(社会保険庁で働くすべての人間)に対する、年金を受け取る側(国民)の、不信感の存在という心理的な問題が大きく影響している問題だと認識しています。 そのことを強く意識するようになったのは、1年半前に年金特別便のオペレーターとして働き始めてからです。	現在の自分の職務を誠実に一生懸命行い、正確、迅速なサービスを行うことが、解決につながると思っています。
10041	本庁	その他(本庁)			本来支払うべき年金を支払うことができない問題。 平成18年の末頃、新聞報道等で知りました。	年金の新規裁定時や年金相談に来所された時には、必ず自身の記録を確認してもらいました。手番を払い出す際に本当に別の番号をもっていないか、しっかり確認をすべきだった。基礎年金番号を記入した時点で現在のような対応をとるべきであったと思います。
10042	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくにありません	職員一人ひとりが職務を全うすること。 現場を重視し、現場の意見を反映すること。 特別便が始まった時も、最初、特別便の事務処理は業務センターで行うとされていましたが、処理しきれない分が、相当程度の時間を経て事務所におりてきました。業務センターが処理しきれなくなることは、早期の段階で簡単に予想できたにもかかわらず、そのようなことがおき、結局は現場の事務所が混乱しています。業務センターからの回送が遅れたことによる、処理の遅れの苦情はすべて事務所対応となっています。 また新たに年金受給者へ定期便を送る時期も決定されましたが、年金機構に移行する過渡期に送付するのは、ただでさえ混乱が予想される時期なので、よく検討してほしかったと思います。 新たな事業を始める前には、よく現場の声を聞いて現場の環境を整えてからにしてほしいです。 そうしないと、結局は目的の遂行に時間がかかると思います。	年金手帳を複数所有する人が相当程度いらっしゃるということは感じていましたが、そういう方々は、何かのきっかけで社会保険事務所に来所した際や、 最終的には年金請求の際に、よく調べて記録を確認すればいいものだと認識していました。	年金給付課で仕事をしていた時には、裁定請求書の審査時に、他に年金番号をお持ちではないか、よく確認をするようにしていました。また国民年金課で仕事をしていた時は20歳の付番時や、任意加入の手続きをするとき、職権適用の時など、ことあるごとに、他に年金番号をお持ちではないか、よく確認していました。現時点で見た場合、それらはあくまで自分や課としての仕事の仕方であったと思います。手帳の番号を複数お持ちの人がいらっしゃるということは皆が感じていたと思いますが、それは時間をかけてご本人が年金請求をされる時までに解決していけばいいものだと思っていて、全国的に問題意識を共有し、解決をはかっていこうとする動きがなかったことは反省点として挙げられると思います。
10043	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	ただ人数を増やすだけではダメだと思います。 制度に関する知識習得、台帳の見方、WMの使い方、すべて正確に覚えるのにはかなり時間がかかるし、経験が必要です。 新人を教えるのに時間をとられれば職員の仕事が遅れるし、中途半端な知識で作業をすると新たな年金問題が起こるだけで解決できないと思います。 一時的なものでなく、職員を育成していくことが大事だと思います。 職員の技術によって、記録が見つかる場合があり、担当者のレベルを上げることが大切だと思います。	以前は厚年記録に本人を確認できる情報(住所など)がなく、個人の記憶に頼っての確認作業でした。 氏名・生年月日が一致しても、手帳を持っているか、本人が事業所名を思い出さないと統合できず、そういう手番がたくさん残ってしまったんだと思います。 採用になった頃から統合できない記録があることは認識していましたが、どうにかならないのかなぁと思っていました。	窓口でお客様の話をよく聞き、いろんな方向から記録を探すように努力しました。 問題点としては ・厚生年金記録の台帳に住所の記載がなかったこと。 ・東京でのオンライン切り替えがメチャクチャだった。 ・カセット記録(今もたくさんあり困っている)がWMで検索できなかった。 ・WMに氏名が収録されていない記録がたくさんあり、氏名検索では探し出すことができなかった。 ・昔は窓口の職員が高齢で(OBなど)WMを使っての記録の検索が下手だった。 ・ねんきん特別便を送ったが、説明が悪く、余計に現場が混乱した。 なので上記のことを見直していけばいいと思います。
10044	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	未統合に関しては引き続き確認作業を行う。 自分のものではないという回答を得たものはオンライン上に記録を残す。 オンライン上に未収録・脱収録のものは確認の上、収録修正をしていく。	平成11年就職したときにいわゆる手番があること、平成14年ごろオンラインに収録されていない記録があることを認識した。	年金相談の際、読み間違えそうな名前を索引するなどできうる限り本人の年金記録の確認を行った。 反省点は本人の申出があって調べたり統合したりする、という消極的だった姿勢だと思う。
10045	地方庁	その他(社会保険事務所)		統合帳との突合をしっかり行う。	厚生年金の期間照会業務をすることになった当初から、マイクロとWMの記録の整合性がきっちりなっていない事に危機感を感じていた。WMで全ての手番が確認できるわけではなかったので、本人から勤務会社の申し出がなければそのままわからない手番記録が残ってしまうのは、本人の不利益になるので大変な問題だと認識していた。	当時時間がある時は、マイクロとWMの記録で収録誤りがあるとわかったときは補正を行い、WMに収録されていない手番は収録するようにしていたが、日々の業務に追われあまりできなかった。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10046	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特にありません	現時点における、記録問題解決に向けた方策については、本年3月31日開催された、「年金記録問題に関する関係閣僚会議」に取りまとめた「年金記録問題に関するこれまでの取組と今後の道筋」を踏まえ、着々とこの取り組みを進めることが最も有効であると考えます。 特に、紙台帳とコンピュータ記録との突合せにおいては、全職員が一丸となって、懇切かつ丁寧に対応にあたることが肝要であると考えます。 今後については、「ねんきん定期便」により、期間、納付記録及び標準報酬を確認いただくことで、ある程度は解決できるものと思います。 また、年金教育について、現在実施している中学、高校及び大学における年金セミナーに加えて、義務教育の授業の中に組み込み、早い段階で年金制度の理解を深めることも重要な方策と考えます。	年金業務に携わる中で、オンライン記録は完全なものではないが、旧台帳、名簿及びマイクロフィルム等の記録を一つ一つ丁寧に確認することで、ほぼ完全に記録整備されているものと思っておりました。 私自身は、平成5年7月以降年金業務の担当から離れていたため、平成19年5月頃の、テレビ報道からこの問題の大きさを知りました。 組織の中の人間ではありますが、その後の、「氏名等の収録されていない記録」や「生年月日のマルメ入力等」年金記録管理のずさんさには、驚きと同時に国民の皆様への深謝の念で一杯でした。	<対応> 19年9月からは事務局年金課長として、先ず特別便の送付前に、相談の予約制の周知を図ること。 また、円滑な相談対応のための対応策等の意見を全職員に依頼し、集約した意見等を検討のうえ実施しました。 県、市町村はもとより、福祉、高齢、経済及び労働団体の関係団体等に自ら出向いて特別便等に関する協力を求め実施の円滑化を図った。 職員研修等の機会を増やし、職員個々の知識習得及び意識の共有を図った。 <反省点> 早い段階において、基礎年金番号を導入し、制度の周知、広報の充実、徹底を実施していれば、ここまで大きな問題にはならなかったと思います。
10047	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	オンライン記録の整備を早期に実施のうえ本人照会	特になし マスコミ等の報道後	 厚生年金の記録に住所もせめて取得時だけでも収録 国民年金の一般台帳のマイクロ化
10048	地方庁	社会保険事務所課長級以上		通常業務をこなし、特別便・定期便対応(電話・窓口・資格照会)行っている。しかし、一人ひとりの処理能力にも限界がある。本当に年金記録問題を解決するためには、お客様に信頼されるためには、親切・迅速・正確に対応できる体制作りが必要不可欠です。職員の更なる意識向上はもちろんのこと、充分な職員数確保などの方策が必要です。	基礎年金番号導入前は、一人で複数の手帳番号を持っている被保険者も多かった。また、届書義務者は、事業主であり、年金手帳・氏名・生年月日のチェック機能がなかった。基礎年金番号導入時に被保険者に対して基礎番以外に手番を持っていないか、照会(回答)対応したが、多くの方が未届になっていた。基礎年金番号導入に徹底した広報と本人からの届出勧奨の徹底がされていれば、現在の年金問題にならなかったと思う。	事業所担当者、被保険者に対して、電話、窓口対応の際に基礎年金番号等についてできるだけ説明努力をした、現時点でみた場合に、行政からの事業主・被保険者に対する広報宣伝不足、行政に働く者の問題意識の共有不足、業務に見合った予算、人員の確保ができてなかった等が反省点として挙げられると思います。
10049	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	なし	以前は、法人事業所の社会保険加入について、事業開始後軌道に乗ってから加入するのが常識だったようだが、現在は法人事業所は強制加入と変わってきている。 現在は年金記録加入記録について、未加入となっているのがおかしいといわれているが、当時の加入基準と現在の加入基準は変化しているため、年金加入記録が消えたと思われている方々へ、当時の加入基準はこのような基準でしたと、説明したほうが理解していただけるのではないかと思います。 年金加入記録照会の調査作業する中で、加入者は入社した日が加入日だと頭にあるため現場で理解していただくのが難しい状況です。 反対に、社会保険料を滞納していた事業所の役員については、年金支給額を減額しなければならないのではないかと思う。	私は、お客様の加入記録について納得がいかないところについて確認し、事実はどうなのか充分調査し、そのマイクロフィルムの画像等で、お客様に納得いただけるよう心がけ説明しています。 厚生年金保険制度は昭和17年から今日に至るまで、さまざまな法改正を行い進化しているので、現在を基準とするには無理があるので、厚生年金保険の歴史を広く広報していくことも必要ではないかと思う。
10050	地方庁	社会保険事務所課長級以上			転勤で年金相談コーナーに配属された平成13年1月から、未統合の記録がある人がかなりいることは実感していましたが、具体的件数を知ったのは報道されてからです。基礎年金番号が始まった際に他の番号の回答があまり出てなかったのかと思っていました。	年金得別便の対応で、窓口で来訪者の応対にたびたび出ていました。 短期間に大量の通知を送ったため来訪者の待ち時間が長くなってしまった。
10051	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	厚生年金も国民年金も紙台帳との突合を完了させることが第一と思います。	認識したのは平成18、19年度です。 ただ採用当時から、厚生年金については、手番が勤務するたびに払出される人も多く、受給の手続きの際に確認するとはいえ、転職が多い人にはどうかと思っていました。	基礎年金番号となり、住所の登録がされてからある程度は解消されてきたとはいえ、それまでの行政や企業および国民の関心もうすく、問題が先送りされてきたことに原因があるのではないのでしょうか。特に平成9年1月の基礎年金番号通知書を送付した際、社会保険庁へ返信するはがきがありましたが、有効な活用がされませんでした。 当時適用課に在籍しており、資格取得処理時や窓口相談において、手番統合処理をできるだけしていましたが、電話相談では、返信はがきに番号を記入する欄がないが、また照会を送付するのは二度手間ではないかとの苦情を多く受けた記憶があります。 また、現在社会保険業務センターにおいて、ねんきん特別便の回答を発送していますが、第三者委員会への国民年金の未加入期間の申立が増加しています。平成19年の記録問題のときもそうですが、年金制度についての説明がくわしくされないなかで、消えた年金とかひとくくりにされ、よけいな誤解がされているように思います。せっかく関心が高まったときに、マスコミ等にもっとわかりやすく年金制度についての説明をする必要があったと思います。(第三号や国民年金の開始など)また被保険者記録を通知する前に本当は名簿等とオンライン記録の突合をする方を先にしておくべきであったと思います。何回も照会が届くことにより、さらに不信感が高まっている
10052	本庁	その他(本庁)		時間と人手(お金)をかけ解決していくしかないと考えます	手帳を複数交付されていたとしても年金裁定時にいっしょにすれば問題ないと考えていました。基礎年金番号になった今思えば、早くに一人に一つのものとなっていれば会社を変わるたびに新しい手帳を交付するというようなこともなかったと思います。問題を知ったのは平成19年頃だ	窓口や電話対応などを親身になって行い不安や不満の解消に向け努めようと考えていました。 職員また国民全体の意識が制度当初から年金がとても重要なものと位置づけられていればよかったのではないかと思います。
10053	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	根気強く、1件ずつ対応していくしかない。	行政側の雑な処理もあった。また、個人個人の年金への関心の薄さからのもれによるものも多い。	年金制度の悪いイメージが、多くマスコミ等で報じられる。 国民はマスコミ等に影響しやすいので、もっと義務的なことやきちんとした制度のことを報じ、広報し、意識を変えていかないといけない。 もちろん、職員も今後、信用回復と、記録問題を発生させないよう、ますます気を引き締めなければいけない。
10054	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	本庁において、現時点で考えられることは、すべてやっていただいていると思うので、事務所においてはそれを着実に実行していくことが重要であると思う。	オンライン化される昭和61年頃までは、紙台帳を本庁へ進達していたことを覚えていますが、当然、それが本庁のコンピューターに各人の年金記録として、蓄積、保管されているものと思っていました。 年金記録問題を知ったのは、平成19年6月頃に新聞等で報道されるようになってからです。	年金記録問題が発生するまでは、年金記録管理の重要性についての認識が、職場全体として希薄だったのではないかと思います。 年金を扱うものとして、年金記録の管理は最も重要なことであり、間違いがあってはならない。国民の皆様の信頼を回復するためにも、迅速な対応を心がけている。
10055	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません	ありません	一人で複数の番号を持ち、統合されていない記録があることは、十数年ぐらい前より知っていたが、件数がそんなに多いとは思っていなかった。	ご本人が会社名や会社所在地を思い出せない場合、特定することができず、どうしようもなかった。会社に入る時には、必ず同じ年金番号(基礎年金番号)で加入するように徹底することが重要で、このことについての広報、PRが今でも不足していると思います。
10056	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	特にありません	加入していた年金が給付に結びつかない事は、重大な誤りだと思います。適用課で資格照会を担当していた時、常に感じていました。	個人的には、自分の仕事を一生懸命にやるしかなかったです。今のように全員にお知らせすることは、お金もかかり、思いもよりませんでした。制度の加入者も運営する側も、将来の年金受給まで、考えが及ばず、さほど重要視せず、他人任せだったと思います。
10057	地方庁	その他(社会保険事務所)				
10058	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	1件づつ真摯に対応していくことが重要であると考える。	記録漏れに関しては、社保側のミスもあると認識しているが、お客様の記憶が曖昧なために、統合等の処理ができないケースもあるのではないか。 平成18年	社会保険庁の担ってきた使命は、新たな日本年金機構に移行した後もわが国の社会保障制度の一翼としてあり続け、国民が大きな期待を寄せ続けるものであることはもとより、私にとっても誇りであり続けるものと信じます。
10059	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		将来、再びこのような問題が起こらないように時間をかけてでも、根本的な対応をとったほうがよい、と考える。	量的にも影響的にも解決するのは大変な問題だと思った。解決するためには、じっくり対応しなければならない、とも思った。	将来に問題が起こらないような対応を行おうとした。 また、過去の行政サイドの処理方法に不備があったこと、国民の年金に対する認識が低かったこと(一国民に対しての周知の方法の問題があった)が、今、思いつく反省点として考えられる。
10060	本庁	その他(本庁)	特にありません	今まで以上に人員の増加が必要と思います。	2007年5月の新聞報道で知りました。それまでは、そういう問題の存在自体知りませんでした。	記録問題発生直後は窓口に多くのお客様が来所され、そのひとりひとりに対し確実に丁寧に対応することだけで精一杯でした。 この問題がどの時点で、どのくらいの職員が認知されていたか私はわかりませんが本庁のほうで認識した時点では遅くとも対応すべきではなかったかと思います。
10061	地方庁	その他(社会保険事務局)		この問題を解決するのは、非常に難しく被保険者からの申出により、記録を調査・確認する方法しかないと思います。 調査段階で社会保険事務所の台帳に記載があれば問題ありませんが、偽名」で社会保険に加入・本人は社会保険料を給与天引きされていたがケースなど、問題点は多々あります。 最終的には本人の申出(記録回答書)を地道に調査し、解決するしかないと思います。	・機械で管理されている記録に氏名・生年月日・事業所名が表示されていないことは認識していました。 ・機械にも管理されていない記録があったことは、年金記録問題が惹起して初めて知りました。	・現時点では、ひとつの手法として、資格取得時に住民票を添付させ、被保険者台帳に住民票の住所を記載してことが必要だったと思います。上記に記載しましたが、保険証の交付を優先するあまり、年金への対応が疎かになってしまったことが大きな反省点です。
10062	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	得策はないと思います。	統合されていない番号があるのはわかっていましたが、5,000万件あるとは思いませんでした。	個人で対応できるレベルの話ではないと思います。
10063	地方庁	社会保険事務所課長級以上	過去、期間照会等で未統合の記録や力セット記録の存在は、承知していたが、これほど膨大な数があるとは想像もしていなかった。 庁の公表や新聞報道で知る以外のことはわかりません。	期間確認を本人にするとき会社名を知らせたりすることは他人の記録を統合することにもつながりかねないと思います。 特に、死亡者への通知は遺族も本人の職歴を覚えておらず混乱を招くと思います。	(6)で記載したとおりの認識で当時はあまり大きな問題として捉えていなかったのが現状です。1日も早く正しい年金を受給していただくためにも早期の解決が必要であると考えます。	コンピュータもなく年金に対して関心も薄かった当時に勤務する先々で年金手帳を取得し1人で10枚以上の手番を持ってる人も珍しくなかった時代背景で行政だけが責められるのはどうかと思います。 ちなみに、会社が変わっても同じ年金証を使わないと罰金に処されると年金証の裏面に記入が

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10064	地方庁	その他(社会保険事務所)		未収録の記録面の整備(旧台帳との突合わせ)等1件1件調査し、 本人確認をする。 また、調査確認にあたり、記録が機械管理となった当時の状況等を全職員に周知させる。	発足時から手管理にて行ってきた記録の管理により、同一人に対して手番を何度も払出してあるケースもあるため、基礎年金番号といった一人一番号となる状況ではなかったことによる問題。	特別便等により接客をするときひとつでも記録が判明するよう状況を細かく聞き調査しました。 今回の問題のほとんどが基礎年金番号が導入される前の記録について起こっているため、過去からの記録管理の方法が反省点となると思います。 また、社会保険側からのアクションがなかったのではないかということも挙げられると思います。 届出の段階で相手方から他に番号がないかの聞き取りをする必要もあったと思います。
10065	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	今のまま進めていくしかないと思います。	記録問題とは違うかもしれませんが、複数の記号番号が払い出されている人がいたので最後に一つになるのだろうか、とは思いました。 問題化してからです。	特にありません。 可能な限り、その都度のチェックを怠ったことだと思います。
10066	地方庁	社会保険事務所課長級以上	分かりません	・紙台帳とコンピューター記録の突合により、埋もれている記録の掘り起こしを急ぐ	年金記録問題は限られた極一部の問題と思っていた 平成18年夏頃に認識しはじめたが、掘り起こしが必要な記録が大量にあるという認識はなかった	相談にあたっては、本人の記憶を引き出せるよう丁寧に聞き取りを行っている 年金加入記録を単年度毎に本人へ通知し確認していただくことが必要
10067	地方庁	その他(社会保険事務所)	期間が判明したことで年金が減る場合。	紙台帳との突合を早期に行い、WM上の記録を完全に修復する。	解決するには大変時間がかかる問題だと認識していました。記録もれについては、基礎年金番号導入時から年金裁定請求時や、過去記録調査等で順次解決していくと認識しておりましたが、紙台帳がWMに正確に反映されていないため、記録をみつけにくいなどの問題の存在を知ったのは、記録問題が注目されて照会業務に若干たずさわるようになってからなので3年前くらいで	できるだけ早く照会申出に回答しようと努力しましたが、膨大な照会件数があり、ひとつひとつ確認していく一方で、通常業務もあり、なかなかスムーズに進まなかったのが反省点です。
10068	地方庁	社会保険事務所課長級以上	潜在的に国民年金第3号被保険者資格届(特例も含む)が必要な方に対して、表面上、現在も正常な納付済み期間として、特別便、定期便が発送されてしまっている。 (例えば2号被保険者の被用者年金期間が空いている場合など、配偶者記録を読みにいっていない)	システムで配偶者記録との相関誤りのある方々を抽出し、お知らせや、届出の勧奨をするべきだと思います。	膨大な人数の記録をしかも最低でも40年間保持しなければならない訳で、間違う訳がないではなく、スタンスとしておかしいのかもしれないですけど、間違う可能性は全否定はできない。というスタンスで行えば良かったのではないかと思います。(リスクマネージメント的な意味で) 紙台帳を廃棄することも無かったでしょうし、お客様対応も違っていたのではないのかと思います。	実際、今日現在も、事務処理を日々行っているわけですが、例えば、厚生年金の算定や月変、国民年金の月々の納付記録、同じように更新がかかっています。 ここ数年、組織全体的に、過去の清算にウエートをかけているように感じますが、もちろんそれも大事なのですが、今後の日々の通常業務を正しく丁寧に積み上げていく土台が強くないような気がします。もう少しゆっくり、じっくりと取り組みたいと日々感じています。 その為のマンパワーの使い方、職員のモチベーションの維持、難しいですね。 過去の反省点イコール現在の反省点のような気がする部分があります。
10069	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
10070	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録問題は、過去の記録の問題ではなく今現在も続いています。それは、年金に関する意識が低い若年層が学生時代から年金に加入していることや、生涯ひとつの年金番号を使うことも知らずにいることから生まれています。昨今の経済不況で靴や住所も転々と変え、そのたびに新しい年金番号をとっている人が大勢います。就職のために生年月日を偽る人もいます。定期便を受け取れない人や受け取っても目も通さずにいる人たちが将来年金受給世代になったときに不安を抱えるようになるのではと思われます。 現時点でのシステムでは、こうした問題はなくならないと思われます。	全国の紙台帳記録をすべて正確にコンピュータ記録に写し取り、WM上で検索できるシステムを早急に作り上げることだと思います。その際の作業には必ず知識のある職員がチェックする体制が必要で人手がかかることだと考えます。 国民総背番号制などを導入できれば、年金記録が消えることもなくなると思われます。 また、住民票のように簡単に記録を閲覧できる装置を公共施設等に配置するなどしたら、今のように郵便で送るよりも無駄がなく、必要な人が必要なとき簡単に利用できるのでサービス向上になると思われます。	申請主義には限界があり、コンピュータ導入の際の杜撰な記録の写し方(入力ミスや漢字の読み間違い等がチェックされていない)にも問題があることは入庁した当初から感じていました。年金記録問題は、制度ができたときから想定できた問題だと思いますが、その時々に整備するのを怠り棚上げにしてきたために大きな問題になったと思います。	制度やシステムの不備とは別に職員個人で対応できることは年金番号疑重複調査や記録照会に誠実に対応することだったと思います。 記録照会について、以前は本人の記録と思われるものでもそれを伝えることができなかったものも多く、残念に思いました。 もっと早くに記録問題を問題として取り上げるよう組織に訴えていたら、これほど大きな問題にならないうちに対処できたと考えます。
10071	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません		年金は請求主義で、請求が起こされてから本人申し立てに元づき職歴を確認し、空いている期間があれば調査をかけ埋める。あくまでも請求者本人の責任である。と職場に入って教えられてきた。それが、突然記録の抜けは行政の責任とされ、あれよあれよという間にすべてが職員のせいにされてしまった。基礎年金番号が導入される前には、会社を変わる度に新しく年金番号を取得したり、氏名や生年月日を意識的に変えて加入していた事例もあり、本人が忘れてしまえば絶対に判明しない記録となってしまいます。由に浮いた年金記録すべてが職員のせいにされ、正直途惑っています。戸惑いが大きく問題と認識する事がまだできていません。	まだ問題認識ができていないので反省点を挙げる事は今の時点ではできませんが、バッシングだけで今の状態になったのでないとすれば、反省すべき点はあるかと思われます。
10072	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	特に思いつかない。	記録管理能力の欠如。 制度そのものの不備。 年金制度の周知徹底不足。 いつ頃からかは覚えていない。	年金相談の時など、本人から職歴をできるだけ聞きだそうと努力はしていた。 反省点は、年金記録に対する管理の杜撰さ。年金制度の周知徹底不足。
10073	本庁	本庁部長級以上	これまで指摘されていない問題は、現時点では承知していない。	○基礎年金番号に未統合の記録については、ねんきん特別便を軸に解明・統合を進めてきたが、未回答者等へのフォローアップ、地方自治体の協力を得ての取組み等、引き続き解明・統合に努力する。また、再裁定等について迅速な処理に努める。 ○年金記録の正確性の問題については、電子画像データ検索システムを活用して紙台帳とオンライン記録の突合せを効率的に実施する。また、遡及訂正問題に関して、ねんきん定期便や受給者お知らせ便の活用等により被害者の権利回復に努める。 ○今後同様の問題が発生することをできるだけ避けるため、ねんきん定期便やインターネットによる年金記録の確認等、被保険者のご協力もいただきながら、記録の正確性を期す。 ○いずれにしても、年金記録回復委員会のご議論を踏まえ、的確に対応する。	(過去の在籍時-S59～61、H12～16) ○現在指摘されるような年金記録問題があるとの認識はなかった。 ○平成9年に基礎年金番号が導入され、その段階で複数の年金手帳記号番号を有する場合には申し出ていただき基礎年金番号との統合を行ったが、 私の在籍当時も相当数の過去の記録が未統合のままとなっていることから、複数の番号を有すると思われる者に対し、社会保険業務センターを中心に計画的に照会を行っていた。また、基礎年金番号の重複付番の発生防止と解消も課題であった。 ○遡及しての記録の訂正については、問題事例があったことは聞いていたが、個別の問題事例としての対処が既に行われていたとの認識であった。 (直近の在籍時-H20～) ○既に一連の年金記録問題が明らかになっており、対策が進められていた。	(過去の在籍時-H12～16の対応) ○現在指摘されている一連の年金記録問題についての認識を当時持っていなかったことについては、今から考えれば反省しているし、年金については受給資格を得て裁定を受けるときに記録をきちんとすればよいとの感覚を私自身も有していた。 ただ、裁定の時を待つことなく記録を確認することができるようにすることが必要との意識は当時もあって、58歳時の加入記録のお知らせやいわゆるポイント制の準備に着手することとしていた。 (この問題についての反省点) ○年金記録問題は様々な側面があり、それぞれ反省点はあるが、現時点で考えると、主な反省点として次のようなものがあげられると思う。 ・保険者である社会保険庁の言うことは正しいとの意識が強く、お客様である被保険者、受給者の目線に立った業務ができていなかったこと ・年金記録の管理、給付は、社会保険業務センターの問題であるとして、社会保険庁全体の課題であるとの認識に乏しかったこと ・制度の建前と現場の運用のギャップについての意識が希薄であったこと ・地方事務官時代からの伝統でローカルルールも残っている中で、それを統一してガバナンスを効かせていく努力が不十分であったこと
10074	地方庁	その他(社会保険事務所)		今現在各所で行われているように1件1件の記録についてあたっていくということが、地道ではあるけれども確実なものであると思います。	年金問題については育児休業中に報道により知ることとなりましたが、その時には中に浮いた記録としてしか認識しておらず、現在お客さまの立場でいう「モレ」としては考えていませんでした。報道の内容に、基番導入時に他手番の有無の確認をお願いしていたことがほとんどなかったことに釈然としなかったことを覚えています。	基本的なことではありますが、お客さまから見たときにどうとらえるか。そのように考えることを意識するようにしました。電話や窓口において、お客様との対話の中で小さなこともお聞きするように心掛け、少しでも記録判明につながるようにしました。記録問題については、基番導入という年金制度の変革時においてのお客さまへの周知と、他手番の有無の確認についての徹底がなされていなかったことが反省点としてあると思います。
10075	地方庁	その他(本庁)	特になし	一件、一件地道に調査・確認していくことしかないと思います。	未統合記録件数の発表があったころに知り、年金の支払の根幹をなすものであるため最重要課題と考えました。	正確な業務遂行をするよう心がけました。 業務を行ううえでの確認作業がおろそかだったと考えます。
10076	地方庁	社会保険事務所課長級以上			国会の場において追求を受け、マスコミ等で大きく取り上げられるまでは年金記録問題としての認識はなかった。	年金請求時に職歴を申し立てていただき、統合されていない手番等があれば統合すれば良いとのスタンスで仕事をしていたので、大きな問題として取り沙汰される以前は特に問題意識を持っていなかった。今思うに、基礎年金番号導入時に現在のような徹底した取り組みがあれば良かったのではとは思うが、当時取り組んでいたとしても逆に国民の関心が薄く、反省も少なかったのでは。何を言っても結果論に過ぎないが、いずれにしても我々行政側の対応の甘さがあったこと
10077	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	特にありません。	厚生年金の被保険者であった方々のの過去の膨大な記録が整備されないまま放置状態であったことが、今回の年金録問題になったと考えます。 私自身としては今回、年金記録が存在することを知りました。	対応については、一刻も早く、年金受給者及び被保険者の方々へのお詫びと年金受給に結びつかないいわゆる未統合となっている年金記録のデータを基に記録整備を行い、正当な支給に努めなければいけないと考えました。しかし、社会保険事務所においてデータ等はもちあわせていないことから、結果として、社会保険庁からのデータに基づき記録問題の解決に向け対応しているところです。上記(8)で記載しましたが、記録整備の契機はあったはずです(基礎年金番号制度の導入時)このような大きな問題を封印せず解決に向け早めの対処を行なわなかったことに
10078	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	・法務省の会社の登記簿または雇用保険の事業所台帳と社会保険庁の事業所台帳の照合を行い、事業所情報を拡充して記録調査の効率化を図る。	・年金裁定時に請求者の申出により請求者の記録は集約されているものと認識しており、多くの未統合記録があるとは思っていませんでした。 ・約5000万件の記録未統合が公表されたときです。	・所属部署の業務として記録整備の対応をより効率的に行うように処理手順の整理を行うことで対応しようと思いました。 ・反省点としては基礎年金の施行(S61)から基礎年金番号の導入(H9)まで時間がかかりすぎた点がひとつあるとおもれます。また、年金加入から年金裁定までの40(45)年間で記録を確認する機会が裁定時の1回のみであった点もよくなかったと思います。
10079	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じません	いま行っておりますように専門的な知識を持つ職員を増員し、一つ一つの記録を確認していくしかないと思っております。	平成13年に入庁したくさんの記録をみておりましたが、名前の入っていない記録があったときにこれは問題なのではないかとうすうすですが感じられました。その後マスコミで報じられたときにははっきりと気がつきました。	お客様の年金相談対応時に氏名索引をしても出てこない記録やおそらく記録はないだろうと思われる方でもありませんではなく、期間照会の方法をご案内し、ひとつでも記録を本人のものとしたいと考えています。現時点での反省としては、今言っても仕方のないことですが時代の移り変わりとともに手書きから他の記録媒体へ変更となったときにフリガナなどのチェックを行っていれば、ここまで大変なことはなかったのかなと思います。今後は国民の皆様の視点で大切に保管がされていくように私たちがいっそう努力して参りたいと存じます。
10080	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		未統合記録は、一定期間公示するなりして本人からの申し出を待つしかないのではないかと考えます。 本人が自身の事情で偽名等で会社に勤めた場合、事業所から誤った届出書類の提出、社会保険事務所での紙台帳への記載誤り等の要素があり、本人への照会等も倹ならない記録は、かなり難しい作業となると考える。	年金額の基本計算の根幹となることなので、年金受給者、年金請求者、被保険者(将来の受給者)の年金額が減少するなどの不利益が生じる事となること。	○記録を直接取り扱う部署では無いため、対応の取りようはなかった。 ○基礎年金番号導入時に、過去の記録の統合を積極的に進めておけば良かったのではないかと考えるが、その当時、そのための経費が認められたかは疑問である。(費用対効果の無い予算は認められていないと聞いている。また、基礎年金番号通知に併せて、当該者に過去の記録の照会を行ったように聞いているし、被保険者からの回答状況はそれほど高い率ではなかったようにも聞いている。その当時、年金記録に対する被保険者の認識は低かった。) しかし、保険者として、被保険者の記録の管理を確実に行い、保険者としての責務を果たすことを職員が常に意識して事務処理にあたること。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10081	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	年金記録問題と言ってもいくつかの問題がありますが、やはり一番大きな問題は未統合年金記録、いわゆる宙に浮いた年金記録と思われます。 解決するためには、①同一人に2つ以上の年金番号の払出をしない。②被保険者への情報提供と納得性の確保③発生した宙に浮いた年金記録への早期対処が必要と考えます。 そのためには①一生、一人、一年金番号の徹底をすること。これには事業所、年金事務所、市区町村役場そして被保険者の理解と協力、連携がなければ不可能です。徹底した広報を行い、年金手帳の完全確認を徹底し、年金手帳の提示がなければ保険証を交付しないとか、将来的には年金ICカードに変更し、コンビニでの住民票の交付ができたる（住所の把握に活用できる）等付加価値をつて、もっと年金手帳（カード）の重要性・必要性・便利性・存在感をあげるべきと思います。 そして②ねんきん定期便の継続と③宙に浮いた年金記録が発生した場合には、ただちにその当該者に調査をできるシステムの開発が必要と思います。	職員の仕事に対する楽観的な姿勢とおごり、制度の不備、時代背景等様々な要因が絡みあったことが、この問題を生み出したと思います。私が衝撃を受けたのは平成18年の国民年金の不正免除の発覚でした。おりしも国民年金課長として納付率アップに四苦八苦していた時にこんなことができるのかと、驚きと衝撃で信じられませんでした。	記録問題に限らず、やはり常にコンプライアンスの強い意識を持って、仕事に取り組む。また、ミスや間違いがあれば自然に指摘し合う、疑問点があれば課内で解き合う等、風通しの良い職場の雰囲気をつくりをしてきました。
10082	地方庁	その他（社会保険事務所）	ございません。	年金記録問題の解決に向けての方策としては、これまでの社会保険庁の体制的欠陥により生じた問題と思われますので、日本年金機構側の体制としては、OBの方々にも積極的に参加してもらい、蓄積された見識などをフル活用しつつ、高度なシステム開発との両輪で記録問題を解決していく方針が必要かと思います。これだけご迷惑をおかけしているような状況ではございますが、国民の皆様にも積極的にご協力頂き、全員参加により問題解決していく方向しかないと思います。	この問題を平成19年5月以降に初めて認識したとき、私は、既に年金受給されているお客様や、現在、保険料をご納付頂いているお客様のことを考えると、社会保険行政を司る行政組織として、あるまじき問題だと認識したのを覚えています。	年金記録問題が発覚し、お客様が集中してご来所されたときに、まずは、このようなご心配をおかけしたことをお詫びし、資格記録照会などをご提出されるお客様には、少しでも手掛りになる情報を盛り込めるよう努めました。現時点でみた場合、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降、もしくはそれ以前に、もしかしたら判明していた問題としたら、もっと早期に、お客様に告知して、このような問題が発生していることを周知すべきであったと思います。
10083	地方庁	その他（社会保険事務局）	私が今、携わっております国民年金のデータ（例えば、保険料納付書の発行履歴画面や、事跡画面（いつどういったやりとりが被保険者と行われたか）保険料免除却下関連等、数多くのデータが、ページいっぱいになると機械画面上は消去されてしまいます。 次に、国民年金第3号被保険者の届出についてですが、適用事業所での書類作成時に今まで持っていた基礎年金番号を記入する欄があります。番号の未記入が数多くあり、氏名・生年月日・住所・配偶者の確認してから処理をしていますが、婚姻し名前や住所が変わってしまうと基礎年金番号を調べることができず、会社や本人に、確認しても今まで年金手帳をもらったことはないと回答があれば、新規で作成している現状があります。これにより1人が2つの基礎年金番号を所有する現状は改善されません。これは、厚生年金保険新規加入者（2号被保険者）にも同	現時点において、組織上として、また現場として「法令・通知通達等」を遵守すべきを当然と考えます。しかしながら、平成21年10月16日に渡邉芳樹長官からの職員向けのメール文中に「適用・徴収業務は社会保険の基幹業務であります。・・・このところ、・・・今後新たな年金記録問題を発生させないためにも、体制の大幅な強化が必要であると考えました。」とございます。近い将来、「この新たな年金記録問題の発生」が危惧されるとうであります。ある程度、法的根拠を基とした説明を対策とさせていただいてもよろしいのではと思います。 《再裁定について》 記録・裁定・諸変更の幅広い知識を持つ者を重点的に配置し、処理を行える絶対的人数の増加が必要。 しかし、そのような人材は数多くはいないため、そこまで広い知識を持たない者でも処理が可能となるような、業務を細分化したマニュアルを作成し、効率化を図る。 ただし、業務を細分化することにより、担当業務が単調な作業となり、広い知識を獲得する機会が奪われることになるため、人材育成の面から見ると、今の混乱期を乗り切る為の短期的な対応策としたほうがよいと考える。	宙に浮いてしまった個人の記録は、年金受給の際に統合すれば何も問題はないと思ってしまった面がありました。未統合記録5000万件まで放置していた積み重ねを知ったのは、恥ずかしながら、一連の報道等でした。現在のシステムでは、基礎年金番号と生年月日との整合性が相違した場合入力ができません。現在、入力のほとんどが、基礎年金番号と生年月日が一致であれば、すんなり処理されてしまいます。現在20歳到達で国民年金加入者は連番で基礎年金番号設定がされているので、末尾数字を1違ってしまっても、同じ誕生日の別人記録でも入力されてしまいます。入力時の整合性の項目を増やすことや、事故防止に繋がる措置を考えながら、正確性を追求することが大事だと思っています。 記録問題を認識したのは、業務第1課支払調整係在籍時。 再裁定の業務を行いながら、記録管理のズサンさ、裁定時の記録確認の甘さを感じる。	対応としては、窓口でお客様からご提出いただいたねんきん特別便や記録照会申出書について、なるべく詳しく当時のお話をうかがって、お客様を不安にさせない窓口対応と電話対応を念頭に置いてきました。きびしいご意見にも時間をかけて対応を図ってきました。 反省点は、国民年金と厚生年金を別に管理してきたこと。共済年金等のデータについては、現在も別管理となっています。国民年金データは、市区町村の住民基本台帳に基づいているため、正確なデータですが、厚生年金加入者は、事業所からの提出のため、漢字や生年月日等のご記入もあり、正確性に欠けていたと考えられます。また、入力後のリストも現在のように二重チェック体制でなかったことも挙げられます。前述のとおり、簡単に新規年金番号を払い出してしまったことも原因です。 反省点としては年金番号が複数あったことが問題なので、今現在基礎年金番号で管理されている年金制度としては、このまま加入漏れがないよう市役所と事業所との連携をとらなければならないと思っています。 挽浜厚生労働大臣時に始めた年金特別便は、かつての自分の職歴を思い出し基礎年金番号に統合できたおかげで、正規の年金受給につながったと思います。既に亡くなられている方もいる為最後まで統合するにはいたらないですが、今更どうすることもできないので、今後重複しないように被保険者も基礎年金番号の管理を徹底するべきだと思います。 年金制度について被保険者の知識、国からの周知が足りないがためにできたこの問題を今後どうするか検討しなければならないと思います。年金制度に興味がないとかそんな問題ではなく、義務教育での徹底的な年金指導が必要だと考えます。
10084	地方庁	その他（社会保険事務所）			あまり重要視していませんでした。 年金請求の際に記録の確認等をしていたので、ご本人も了承していたと解釈しています。 私は平成13年度採用ですが長く庶務課に属していた為、世に年金問題がとりただされてから知りました。	
10085	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。			じっくり問題点を考えて処理をしているような余裕は無く、日々増加し続ける処理量を、こなしていくだけで精一杯でした。 一人一人の老後を支える大事な記録であるという意識が無く、記録の大切さを理解していなかったと思う。 また、全国民を把握しなければならないような制度の割には、システム的にも開発に対する対応が遅かったと思う。
10086	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	まずは、職員の意識の問題。今後、絶対おこしてはならない。 特別便、定期便の回答について、もっと早くから、もっと多くの人員を投入すべきであったと思います。	あってはならないこと。 一人が起こしたことが、社会保険庁全体の責任となっている。 この問題を知ったのは、新聞報道で知りました。	お客様の立場に立って相談に対応するといったことです。 一番の問題点は、記録管理の杜撰さ。機械化に移行するときに、きちんとしていればなかったのではないか。
10087	本庁	その他（本庁）	特に知りません。	まず、現場の職員は1つ1つ記録訂正を適正に進めていくことと思います。 また、迅速におこなわなければいけないため、現場とは別に記録問題を解決するためのシステムの構築・改善も必要と思います。	記録問題を知ったのはマスコミ等でこの問題を取り上げられるようになってからです。記録問題については組織全体が一丸となって取り組まなければならない責任のある問題と認識しています。	まずは国民の方々からの照会には責任をもって説明し、年金支払の業務を担当していることから、記録問題にかかる業務もおこなっていたため、記録が判明した方の年金の支払が少しでも早くおこなえるように業務を進めてきました。 また、この記録問題についての反省点としては、国民の方々の記録を管理すべき責任を負っていることを、組織、個々の職員がきちんとその自覚を持っていなかったこと、及び記録を管理するための体制・システムが構築されていなかった点が反省すべき点と考えています。
10088	地方庁	その他（社会保険事務所）	すでに報道されていること以上のことは、知りません。	現在、各社会保険事務所等で実施しておりますが、一人ひとりの記録を調査し、ご本人の記録を整備していくことだと思います。 その過程で、氏名検索等では容易に判明しない記録を早急に整理することが必要と考えます。たとえば、厚生年金記録でいえば、事業所記号等が登録されていない記録や事業所の不備など。今後、統台帳との突合が行なわれるとのことですが、必要な作業と思います。	「消えた記録5000万件」との報道がされた当時は、基礎年金番号に統合されていない記録（いわゆる「手番」）を指しており、過去記録が統合されれば、解決するものと認識しておりました。 その後、マスコミ報道により、また実際に一人ひとりの記録を検索していく過程で、上述のような単純な問題ではないことを再認識いたしました。 従前から、事業所記号等の不備や国民年金のマイクロが存在しない記録があることを知っておりましたが、問題意識が低かったと思います。 また、これほど膨大な記録が未整備であったとは、知りませんでした。	この問題を認識してからは、一人ひとりの記録の検索と、年金受給者の方々への誠意を持った対応等に取り組んで参りました。 反省点として挙げられること ・オンライン化そのものが、遅かったこと。 ・オンライン化当時およびその後、記録の不備について、私を含め整備の必要性を訴える者が無く、実施が先送りされたこと。 ・基礎年金制度の発足時が、そのチャンスだったと思いますが、基礎年金番号の導入に10年以上を費やしたこと。 ・記録の検索方法が、別人記録の誤統合を回避するため、慎重に過ぎた面もあった。（事業所名、住所等の不備が要因の一つにある）
10089	地方庁	社会保険事務所長	知りません。	問題の根が深く、さまざまな視点から対策を練らないといけないと思う。いずれにしても、全職員一丸となって、取組んでいかなければならない。	未統合の年金番号が多数存在しているということ。採用時の平成10年から。	特別便や定期便でお越しの国民（お客様）に対して、誠実に対応いてきた。
10090	地方庁	その他（社会保険事務所）			採用された当時、基礎年金番号制度がなく他に転職して厚生年金の加入履歴がある人の確認が取れなかった。年金の記録については受給するときに判明すると考えられていた為、未統合記録については何も思わなかった。報道により大量の未統合記録があると知り驚いた。	本人記録と思われるものについては確認をするようにしたり、入力誤りがないようにしないといけないと考える。手番記録だけでは判断できる要素が少ない為確認が取りにくい。昔から今のようなシステムにしておかなければならなかったように思う。また厚生年金加入時に事業所だけ通知するのではなく本人にも通知を渡すようにしておけば取得、喪失年月日、報酬についても両者で確認できたのではないかと思われる。
10091	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	現在取り組んでいるように、時間と手間がかかっても1件1件丁寧に確認していくしかないと思います。	一日でも早く解消しなければならない問題であると認識しています。	早期解決は重要ですが、急ぐあまり同じような過ちを繰り返さないよう、丁寧な作業を心がけています。
10092	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	①厚年法第102条第1項第1号・2号及び厚年法第105条第2号に該当すると思われる年金記録の存在。 ②被保険者及び年金受給者本人の年金記録と思われる「宙に浮いた年金記録」の統合を本人自身が拒否（年金記録の所有権の放棄。）した年金記録の存在。		「宙に浮いた年金記録5000万件」といったことにつきましては、2007年5月頃のマスコミの報道により認識したと記憶しています。その時はそんなに多くの年金記録が宙に浮いていることに驚嘆いたしました。しかしながら内容について考察してみますと、この年金記録が宙に浮いている理由には、行政サイドの法的管理体制（旧法では、昭和17年6月施行（男子労働者）の厚生年金保険と昭和36年4月施行の国民年金は別制度であり、年金番号も当然として別々に交付した。また、基礎年金制度導入は昭和61年4月であり、年金番号を一本化するための基礎年金番号の導入は平成9年1月であった。）と人的登記的ミス（現在では入力ミス）といった問題、事業主及び年金受給権者・被保険者サイドの問題が法律的確定内容等の説明なくして、すべて同一視された問	現場として「法令・通知通達等」を遵守すべきは当然の対応と考えました。組織上として通知等に基づき、テラシの配布・親切丁寧な特別便の窓口対応・フォローアップの実施、正確な期間調査作業の実施を行いました。現時点でみたこの問題について、直接対応した現場として反省点を考えてみますと、現場としては許されることではないのかもしれませんが、最初に傾向と対策なるものがもう少しなされておれば、お客様第一を法治国家として法律的に整理されたサービスの提供ができたことと思料いたします。
10093	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	脱退手当金未支給期間の存在（まだら事案）等。	不適切な処理がなかったか抽出調査の必要があると考える。不適切な処理があれば訂正の必要がある。（未統合記録解明PT等で準備が進められている。）	基礎年金番号導入時に社会保険庁に在籍していたが、未統合記録は多数存在するものの、裁定時等に統合していくことにより、時間をかけて解決していくものであると聞いており、そのように理解していた。しかし、持ち主不明の記録が多数存在するとは思っていなかった。 現在の年金記録問題は、他の部署に所在しているときに、報道されてから知った。そのときは、これまでは請求主義の立場が行き過ぎており、被保険者の立場に立っていなかったことから、保険者としての記録管理がずさんになったことが問題であると思った。	問題が明るみに出たとき、社会保険庁は、少なくとも被保険者の漢字氏名、カナ氏名、性別、生年月日、届出時住所等の、被保険者を特定する情報を正確にオンラインシステムに登録しておくべきであったと思われたことから、このような情報を書類から再確認・入力すべきであると考えた。（しかし、膨大な件数であること、被保険者の異動により、オンラインの情報が正しく、統台帳等が事実と異なる可能性があること等から、非効率的で、現実的でないという判断が庁においてなされていた。） 反省点としては、被保険者の立場に立ち、被保険者は手帳記号番号がわからなくなっていることも前提にした記録管理が必要であったと思う。請求主義の立場を取るにしても、記録管理が不十
10094	地方庁	その他（社会保険事務所）		ねんきん特別便、定期便による記録の確認の徹底	適用課に所属していた当時、期間照会や年金番号統合などの相談受付はしてました。ただ当時は日々の業務の一部としての認識でした。 年金記録問題としてマスコミに報道され、問題として認識するようになりました。	相談対応させていただいた方には、できるだけ記録が見つかる様ご案内してきたつもりです。 この問題については、現在のねんきん定期便のような記録の確認の方策をもっと早くからすべきだったとは思います。
10095	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	・北海道で記録問題にかかわった際、敗戦の炭鉱労働者に朝鮮等からの外国人労働者（日本名つけている名簿もある）を、厚生年金に適用していた。これらの人たちは、今回の問題でも最後まで残る．また、偽名で30数年会社を転々した人もいる。	・歴代の幹部が責任を明確にせず、すべて現場に責任と苦情を押し付けた結果が現状になっている。責任の所在を明確にさせることが、記録問題の解決を図る一歩と思う。多くの人が「特別便」で未回答なのを踏まえ、今後は期間照会・年金裁定時前に調査を行う等に移行していくべきだと思う。そのうえで現行でやるべきことは、現在ある記録を時間をかけても、すべて正しくシステムに載せていく作業だと思う。	・年金記録問題は、国民の膨大なデータが正しく管理・記録されていないのは、法律上の問題、データを管理する仕組み、切り替え等々で問題が放置されてきたと思う。また私たちの仕事は個人の一生を預かる誇りがあったが、その前提が崩された問題と認識してきた。国民年金の仕事で、本人の申し立てとデータの違いは昔からあった。その都度市町村名簿やマイクロと突合し、補正してきたが。模まれな問題と思っていた。厚生年金は、現在の記録問題に携わる中で、これだけのもれ者が存在するのをはじめて分かった。	・誠意を持って、記録の整備、お客様の対応を行ってきた。時間の制約で次々と新しい取組がだされてきたため、十分な記録の整備はできないまに次の作業に移っていく現状だった。そのため将来もこの問題を抱えることになるのではないか。十分な時間をとってすべてデータに残す仕組みが必要である。
10096	地方庁	社会保険事務所課長級以上	見当たらないと思います。他の共済年金等の記録は大丈夫なのでしょうか。	共済年金についても年金定期便の送付を義務づけるのが必要ではないでしょうか。	私が入社した昭和55年頃、業務センターから送られてくる厚生年金被保険者記録の不突合リストを、当時社会保険事務所におかれていたマイクロにて確認する作業をしておりましたが、これだけ来入力や被保険者名簿等から正確に入力されていないものがあるとは思いませんでした。	被保険者資格取得届が提出された才、厚生年金番号がすでに払い出されていないかの確認も無く、各事業所の社会保険担当者への広報も十分なものではなかったため、厚生年金番号が同一人に幾番も払い出されたこと、また、統台帳からオンラインに記録が切り替えられる才に、十分なチェックがなされていたのか疑問に思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10097	地方庁	その他(社会保険事務所)	現段階では特にありません。	お手元に基礎年金番号とは別に残っている番号をお持ちの方で手続きが済んでいない方、勤めていらっしゃった期間をお忘れで記録が漏れてしまい手番として残ってしまっていると思われる方について、根気よく文書等でご案内が必要と考えています。また、CMや新聞等の広告でまだお気づきでない方にお知らせするのも方法の1つだと思います。	お客様の年金記録を正しい状態にするために解決しなくてはならない重要な問題として常に認識しています。年金記録問題が存在することを知ったのは、10年位前になります。	窓口やお電話でご相談があった時、後に年金請求時ではなく、現時点で記録を正しい状態になるようにお手続きしていただくようご案内しています。 1件でも1人でも多くの皆様の年金が一刻も早く正しい状態になるように強い意識を持ち、その場で解決していくことが不足していたと思われます。
10098	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	本人が調べてほしいと回答があった場合はなるべく早く回答を出す。	勤めるまでは意識していなかったが、問合せが多く市民の方の意識の高さを入ってすぐ感じた。	入るまでは社会保険のしくみをほとんど知らなかったが、理解した範囲で分かりやすく説明するようにした。
10099	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	特別便や定期便に対するお客様からのお申し出一つ一つに丁寧に対処し、間違いがあれば整備し、質問があればご理解いただけるまで詳しく説明していく必要があると思います。 回答を急がれる傾向にありますが、調査がおろそかになる恐れもあるため、確実な確認作業を行っていかなければならないと思います。	長年に渡る年金制度の記録管理の難しさ、責任の重さを感じました。 何をもって「年金記録問題」というのか理解に苦しみますが、コンピュータ化に伴う記録の漏れを言うのであれば、かなり以前から認識していましたが、意図的な改ざんとかを言うのであれば、報道などで取り上げられるようになってから知りました。	窓口や電話での対応では、お客様が誤解をされているケースも多く見られるので、丁寧に解りやすく説明することを心がけてきました。 反省点としては、マイクロ化、コンピュータ化をした時に、すべての台帳を対象としなければいけなかったと思います。また、記録漏れや収録誤りに気付いた時点で、紙台帳とコンピュータに収録されたデータの突合をもっと早い時期に行うべきだったと思います。
10100	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	わかりません。	基礎年金番号に統合されていない手番が多数存在することや複数手番を持っている方が多数いることは知っていました。 基礎年金番号発足時には既に知っていました。	当時は年金請求時に統合するという考えだったので年金請求時に記録を確認することが一般的だったと思います。 オンライン化の時、台帳とオンラインの突合をきちんとして、基礎年金番号発足時には住所を把握できたので、問題になる前に手紙をだすなどして確認していればこのように混乱しなかったと思います。
10101	地方庁	社会保険事務所課長級以上		年金問題に係る派生業務のマニュアル作成が必要と考えます。 年金問題解決に向けて体制の強化とうにより事務処理を集中的・計画的に実施する。そのため人員の増加が急速決まりましたが、機関調査に係る業務は専門性が高く複雑です。誰もが業務遂行できるように、納付特例関係、記録補正関係、第三者委員会関係等年金問題に係るマニュアルが必要と考えます。	国民年金、厚生年金、共済組合のそれぞれの保険者ごとの記録管理のため加入する制度が複数ある場合には、年金相談及び年金裁定時における経路気宇確認に時間がかかっていたまた、国民年金においては加入者本人が必要であり未加入者の把握が困難であったが基礎年金番号導入により問題の解消が図られたが導入時に複数の番号を持っている(重複付番によるものも含む)被保険者の記録統合の不十分だったこと。 また、年金記録問題として大きく取り上げられるまでは年金裁定時に番号整理を行なえば問題がないと考えが少なからず職員の中にあった事実は否めません。 年金は老後に受けるものという先入観により年金相談や情報など被保険者、受給者の方に対する便利なサービスの提供が足りないことからも起きてしまった問題だと考えています。 上記の年金番号の問題は適用関係の課に配属されている時に認識していましたが、免除問題や不適切な遡及訂正の問題については、平成18年の年金問題が取り上げられたときです。	お客様目線での対応「優しい説明」「すばやい対応」「正確な処理」を心がけ対応しようとしました。 組織的な作業工程は決して迅速な対応処理とはいえないため、これまでの取組の進捗を踏まえ今まで以上の着実な対応ができるよう努力していきたいと考えます。
10102	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし。	人員を増員し、早急に解決が必要。	社会保険事務所に在籍しているとき、年金相談などで手帳番号の未統合、マイクロフィルムからの納付記録の確認、期間照会などで記録を確認の多さにびっくりした。国として整理しなくてはならないものだと思った。	現在担当する職務おいて、自分のできることを着実にこなしていく。過去の記録管理が問題であるため今後は職員一丸となって対応していかなくてはならないと思う。
10103	本庁	その他(本庁)			私が記録問題を特に認識したのは平成19年頃です。 記録課において事前通知の業務を行っていくうち、そして、被保険者からの回答を拝見していくうちに、実際保険料を払っていたのに記録が見つからない人、実際に記録があるのに統合されないままになっている人などが大勢いることに驚き、年金制度を理解していただき、まじめに保険料を払ってきた方の信頼を失うような、ひいては年金制度そのものの存続にかかわる重大な問題だと認識しました	私の役職としてはまず、被保険者の申し出た期間について、実際に記録があるかどうかを丁寧に調査することを第一として、目の前にある業務に真摯に対応することで、記録問題に取り組んできました。また、失った信頼を少しでも早く取り戻せるよう、実際被保険者の方の質問等に直接答える際は、想切丁寧かつ迅速な対応をこころがけてきました。 この問題については、保険料徴収から年金給付までの期間が長期にわたるということを念頭においた記録整備を年金制度発足当初からしてこなかったことが大きな問題であったのではないかと思います。特に年金手帳番号の管理が行政側において、甘かったことが原因だと考えます。年金手帳の紛失等で以前の年金手帳番号がわからないと新しい番号を付与してしまう状況に国民側も年金手帳番号の重要性を感じることができなかったと思います。 基礎年金番号に統一された現在でも、基礎年金番号や年金手帳というものはあまりポピュラーではなく、家のどこかにはあるだろうけどどこに保管したかわからないという人も少なくないと思います。特に若い人たちの間では重要性を感じてない人も多いのではないかと思います。私たちはもっともっと、年金制度の重要性を知ってもらう努力をして、基礎年金番号を行政主体ではなく、国民側と行政側と両方から管理していかなければならないと思います。 また、国民の皆様が年金を裁定されるまでは自分の被保険者期間について特に知る機会が少なく、裁定をされる時点で初めて自分の期間について気づいても過去の記録を調査することが昔のことすぎて難しいという状況も問題だと思います。現在のように定期便等で自分の期間を常々確認していただいたり、インターネット等でもっと気軽に確認できる状況を整えること、そしてもっと国民の皆様に自分の記録について確認してもらうよう広報することは、記録の不備を防ぎ、また記録の不備があった場合にそれらに早く気づくことができ、さらには年金制度について関心を持ってもらうことにつながると考えます。そういった意味で、今まで自分の期間についてお知らせする機会をほとんどもたなかったことが、現在の記録問題の反省点ではないかと思います。
10104	地方庁	その他(社会保険事務所)	WM(オンライン)に登録になっている適用事業所の記号と事務所に保管されている事業所台帳の記号が相違していることがあるため他事務所管轄の期間の調査が難しいように思われます。	適用事業所台帳の記号とオンラインの記号を突合し、相違していればオンライン上の記録を訂正する。	年金請求の際に必ず請求者に記録を確認してもらい、もれている記録があれば基礎年金番号に登録していたので、年金裁定時には本人の正しい記録が算入され年金額が決定されていると思っていた。こんなにも多く記録漏れがあると思ってなかった。	記録の調査をとにかく慎重にしている。
10105	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	過去の記録は統合帳との照合したり、またご本人様に記録を定期便等でお知らせするのが有効な手段だと思っています。 今後発生する年金記録は厚生年金であっても住民基本台帳ネットワークの住基番号や外国人登録票とリンクし、住所記録との管理統合を目指した方が良い結果が出ると思います。	厚生年金では、住民票との照合が出来ないので、年金記録を持っていないとの申し出があったり、会社が記入された生年月日や氏名の不一致により別の厚生年金記録が発生していました。年金記録はなるべく一つに統合していただくようお願いしていましたが、十分に指導が出来ているとは言えませんでした。	年金記録はなるべく一つに統合していただくようお願いしていました。ただ、十分な広報もできず、ご本人様によっては関心がなく手続きを取りたくない、という方も多くいらっしゃいました。年金受給時にまとめる、という方法が一般的でした。こういった形で世間の関心を集めたことにより、多くの記録をまとめることができたので良かったのではないかと思います。記録の統合はご本人様しか出来ませんので、今後も定期便等でご連絡を行い年金記録に関心をお持ちいただけ
10106	地方庁	その他(社会保険事務所)				
10107	地方庁	その他(社会保険事務所)	統合することによって、年金額が減額になるものについて、本人の記録と回答しながらも、申し出がなければ、統合していないこと。 脱退手当金を受給していた記録があるが、記録の不備により、記録として生かし、年金として受給している受給者がいること。	年金裁定時に、記録が判明していれば、もともと減額後の金額で決定されていることを考えると、本人の記録である以上統合はすべきであると考えます。(仮計算書の提出のなかった者の手番は、解消されず、浮いた手番のままになってしまうため。) また、脱退手当金についても、厚生年金加入中の支払いのものは記録として生かしていると思いますが、受給した事実があるものについては、基本的に年金に反映させるべきではないと考えます。	認識したのは、基礎年金番号が導入されたころではないかと思います。 その際、手番をいくつも保有している人がいるのだと、わかりましたが、将来年金を受給する際に記録の統合は、できるものと認識していました。	年金相談等、窓口対応の際は、必ず氏名検索をし、統合に努めました。 しかし、年金の裁定の際にできるものと安易に考えていたように思います。 基礎年金番号導入時に、今回の特別便、名寄便くらいのお知らせと回答をしてもらうようにしていたら、良かったのではと思います。
10108	地方庁	その他(社会保険事務所)	ございません。	最後のお一人まで解決すると約束しているので、その目標にむけて全員で最後まで取り組む意識と体制づくり。	本人からの期間照会等なければ、こちらからは会社名等は教えない。	本人責任や申告制にしたために、統合されず記録が宙に浮いたままになってしまった。 統合することにより国民年金の補正処理や遡付処理が発生するため国民年金係が混乱するとして消極的であったため、結果的に当時の意識の薄さ が今回の年金記録問題を招いてしまったと思う。 大いに反省すべきである。
10109	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		早期に、解決しなければならないものと思われますが同時に慎重に 時間をかけていかなければならないとものだと思います。	社会保険庁に年金の被保険者記録が存在するのにその人を特定できないものが存在すること。本人が年金をかけていたのにその記録が社会保険庁の記録で確認できないものがあること。本人の記憶と年金記録が異なること。	ご本人が当時の記憶をたどれるよう聞き取った職歴等を整理し当時のことを できるだけ思い出していただくようにした。 年金記録のデータ化があまりにも遅れてしまった。積極的に予算的にも理解をしていただき、早期に年金記録の電子データ化を計るべきであった思う。
10110	地方庁	社会保険事務所長	存じません。	記録照会の回答書が遅れていますので、担当職員を増員していただければと思います。	昭和62年に社会保険事務所に採用され国民年金の業務課に勤務しましたが、当時、国民年金のマイクロフイルムがなく、市町村にも被保険者名簿がなく、社保オンラインデーターで国民年金の納付記録が変換されていないため、納付期間がいつからいつまでなのか、特定できないこともありました。記録に問題が存在することを知ったのはその頃からだと思います。 年金記録問題は大きな問題であり、多くの方にご迷惑をお掛けし、申し訳ないと思っております。	当時は回りの職員も問題として認識しているとは思えず、私としても対応は特に何もしませんでした。現時点でみた場合、このような大きな問題となる前にもっと早く問題として認識し、組織として動いていたらと良かったと反省しております。
10111	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません。		年金記録については、社会的な問題としておおきく報道されるまで良く知りませんでした。	自分もその一人ですが、組織として潜在化する問題の共有化が図れていなかった点が問題点であり、反省点であると思います。
10112	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	『年金記録が相違している』と申立されている方々について、迅速かつ徹底した調査を行い、それが本当に失われた記録であるならば速やかに回復していく。それに尽きると思います。	問題解決に向け、全力で取り組まなければならない最優先課題と認識しています。 いわゆる『消えた年金』の大部分を占めるであろう本人が複数の手番を持っているものについては、業務のなかで全体数などは把握していませんでしたが、基礎年金番号制導入後も未登録手番が多数存在していることは知っていました。強いて言うならその頃からこの問題を認知していたことになると思います。	国民の皆様にご本人の記録について、十分にご納得いただけるようわかり易く説明するよう心がけました。 反省点としては、宙に浮いたといわれる記録(手番)の中にも、色々な年金の手続きの過程で記録の適正化ができる機会があったものが数多くあると思います。反省すべきことだと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10113	本庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	まずは、すでに判明しているものの再裁定を正確・迅速に行うことが重要であると思う。	マスコミ報道がされるまでは「問題である」という意識はなかった。 採用された当初、先輩から「年金相談などの際にわかり次第、基礎年金番号へ統合する。最終的には、年金請求の際に本人に確認にして統合し、年金を裁定する。」との説明を受け、実際にそのように対応してきた。未統合手番も、年金を受けられない方を除き、最終的にはほぼなくなるものとの認識であった。	年金相談や、年金請求の際に可能な限り本人確認を行い、記録を整備することに努めてきた。 この問題は、年金についての国民への説明不足が根本的な問題であると思う。基礎年金番号とは何か、なぜ、未統合になっている記録があるのかなど、他にも年金制度について、もっと積極的に広報をするべきであったと思う。
10114	地方庁	その他(社会保険事務所)				
10115	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし。	人員を増やすことが第一と思います。特別便や定期便についての回答までは、一概に何分で終わるというものではないので、被保険者者・受給者の対しての速やかな回答や、再裁定の速やかな処理・支払いをするためにも、せめてこの問題が解決するまでは、社会保険で培ってきた知識を持つ職員数(定員)を減らしてはいけないと思います。 また、社会保険のOBにもっと協力を求めるべきではないかと思います。今の現職で働いている職員だけでなく、今まで社会保険で働いてきた全ての人はこの問題と向き合っていかないといけないのでは。現職員は本当に一生懸命になって、夜遅くまで特別便・定期便、期間照会の作業をしている。そのためにも、現職員、OB職員は一体となって取り組むべきと思います。	年金に対する不信を招く大きな問題。 実際に年金記録問題が世間に広まったころ、窓口などで社会保険に対しての不信感は嫌というほど言われてきました。確かにお客様が言うとおり、自分の記録が基礎年金番号に無く、手番にあったとしても、ほとんどの方は何故？と言いたくなる。記録が無くなった訳ではなく、他の番号(手番)で存在していることに対しても不信を持つ。お客様が手続きしないといけないことにも不信を持たれる。我々は制度や年金記録についてはよく知っているが、世間一般の方は国が責任を持ってしている年金制度なのであまり知らなくても、今まで信頼して心配すらしていなかった方が多い。それだけにこの問題が国民に対して与えた不信感は計り知れない。 また、この問題が存在することを知ったのは報道されるのと同じ時期です。	窓口では、お客様が納得していただいて帰れるように親切丁寧な対応を心がけ、社会保険庁に対する信頼を1人でも多く取り戻そうと思い対応してきた。 反省点としては、H9の基礎年金番号導入時などの際の対応が国民視点でなかったことや、記録問題発覚後の事務所窓口の混乱で、お客様に迷惑をかけたことなどが考えられる。 今後は何か起こったときなどに、後手後手ではなく、こちらから前もって対策を打てる組織でないといけないと思います。
10116	地方庁	その他(社会保険事務所)		依頼をしてはじめて、カセット記録をオープンしている状況で、調査確認する時間を窓口で短縮するため、保有しているすべての記録を端末機にオープンしてほしい。	同一人物に同一制度にて手帳番号が複数払い出しされている。 (職場に入社し業務に携わってから) だいぶ古い記録が、カセットに入ったまま存在する。 (0901検索ができるようになって) 紙台帳の記録がオンライン記録に反映されておらず記録漏れとなっている。 (不明) 法律改正時の報酬登録漏れ。 (年金相談業務に携わってから) 他制度との統合ができるようになったあと、統合処理を速やかにおこなっていないところが見受けられた。(基礎年金番号導入後)	当時は、会社名など当方から、お知らせできず、本人の記録として判断できないものもあり統合にいたらなかったものも、現在は、会社名等お知らせすることにより、ある程度スムースに確認がとれるので良いが、今となっては、ご高齢でお亡くなられていたりしている場合、ご親族のかたからは、生前もっと早くに今のような対応をしてくれていたら、わかったかもしれないが、もう確認することは出来ませんと言われると、大変申し訳なく思います。 漢字検索(0901)をすると未統合記録があることが判明するが、カセットオープンしないと、記録がどの程度存在するかも分からないなか、窓口では、そこから依頼をかけることになり、本来そういう記録は、全て、端末機に表示をしたうえで記録問題に対応していかないと、問題が先送りになるだけで、まったくサービス向上にはつながらない。すべての記録オープンが必要。(記録整備も含めて) 職歴が数多くある方は、自身の記録もれに気づけない場合あり、その際、記号番号を別に払い出ししていれば、確認が容易だが、そうでない記録漏れの場合は、疑問がなければ、それ以上の調査はしないため、漏れの状態になってしまうことが問題です。 記録を見直す際、注意するようにしている。こればかりは、ご本人は認識が薄いと思うので、当方で、積極的に確認するべきものと考えます。 年金受給者の方の法改正時の漏れは、年金裁定時のチェック不足が問題だと思います。 自分が認識してからは、基礎年金番号と手番との統合および記録補正は、すみやかに行ってい
10117	本庁	その他(本庁)	知りません。		できるだけ、早期に解決すべき問題ではないかと認識しています。 入庁する前新聞、TVのニュース等で知りました。	問題当時における一部の職員のコンプライアンスの欠如が反省点ではないかと思います。
10118	地方庁	社会保険事務所課長級以上	分からない。	分からない。	年金時請求時または年金相談の際に加入履歴について洩れていた記録について照会を受けた段階で初めて調査し、他の手番を統合していくという対応しかできなかった。照会を受けたり、照会とは別に記録を確認中に誤った記録(氏名、生年月日、納付記録など)は、初めて記録補正の担当になった平成3年時点からあった。	過去の加入記録に対し相談を受け調査を実施して可能な限り記録に結びつくよう取組んでおりますが、、年金制度発足当時からの綻びがあったり、データ自体を確認できないケースはどうすることもできない。これまでの管理がずさんであったといわれればそのとおりであるが、大きく問題化するまでは照会申立の相談があれば対応するという位置づけであったことが大きな問題である。また、調査内容についてもマニュアルがなくそれに沿った対応を行ってこなかったことも反
10119	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありあせん。	本人からの資格照会に対する回答を早くし、それに伴う再裁定処理もできるだけ早める。 今年2月以降住変処理がなされた方について、特別便の発送が「調査中」のために定期便が届いていない例が多いように思う。住変入力後に「調査中」を「送付可」に変更入力することとされているが、1日1000件も提出され、委託に出しいつ入力されるかわからない住変に対して、現在の人員では対応できない。 2月以降に住変が入力された方々について、一括で「送付可」とし、又、該当者には「定期便再送付」処理を行うようなシステムにしてほしい。 また、年金通帳をつくる際には、是非現住所も確認できるようにしてほしい。でないと会社が、住所変更していても届けをださなくなり、60歳あるいは61や65歳時の裁定請求書が届かなくなる。	年金問題とは、本人が申告しなければ別番号を統合出来ないが、若いうちは関心がうすく、60歳請求時点では職歴を思い出せないため、年金番号を探し出せないこと。 平成9年に年金給付課にいたとき、年金決定が記録調査のために遅れることを嫌って、現在の記録で支給してくれと言われることが多く、問題だと思った。	支給が遅れても、資格照会を出してもらった。 漢字入力システムができた時点で、未収録の記録やカセットの記録、カナで収録されていた記録も、漢字で再収録すべきだった。コンピューターでの氏名検索が充実していれば、そして積極的に会社名を告げる取り扱いになっていれば 、年金請求時に記録をつなげることができ、これほど大きな問題にはなってなかったかもしれない。 また、特別便のような通知を、基礎番号導入して住所登録をはじめた時から準備し、すこしずつ発送できていたら、これほどバタバタと不完全なものを送らなくてすんだかなと思う。
10120	本庁	その他(本庁)	ありません。	今も本人と思われる記録について、職員が本人宅に訪問するなどして記録統合に努力をしていますが、そうやって地道に年金問題の解決に向けて全員で取り組むことだと思います。	年金記録問題は社会保険全体の在り方の問題と認識していました。 採用されて一番最初の配属先が年金給付課でしたが、初めて年金受給者の受給している年金に含まれていない新たな年金記録を見つけたときには、そんなことがあるのかと驚きましたが、そういったことが珍しくないことがわかってくると自分の中でも大きな問題として捉えなくなってしまいました。報道で取り上げられるようになってから年金記録問題の重大さに気づきました。	年金記録問題を意識するようになってからは、年金給付課だけで対応するのではなく他課であっても事務所で受け付ける特別便の処理をしたり電話や窓口対応をしていました。そしてこれまでの接客対応をあらためて相手の視点にたち親切で迅速な回答ができるように努めました。 この問題が大きく取り上げられる前から、ひとつの番号に別人の記録が含まれていたり、受給者の年金記録に不備があるなどのことがあり再裁定をするなどことがあったのだから、その時点から管理している国民全体の年金記録の見直しをしたりして対応をしていれば、今回のようなことにはならなかったのではと思います。
10121	地方庁	その他(社会保険事務所)		人的措置も必要かとは思いますが、過去の状況をまったく知らない人ばかりが何万人と集まっても、時間と費用がかかるだけで、効率が悪いと考えます。 今回も、本庁において、期間調査を業者に委託し、他人の記録に統合するといった事故がおきています。 同じような調査を同じ被保険者に何度もなげかけ、整理がつかないうちに次の資料を送り、被保険者及び受給者を混乱させるだけの状況が平成19年以降幾度となく繰り返されています。 今回の問題を解決するには、法発足から今までの処理の流れを再確認し、専門の職員により徹底した作業を行わない限り、解決には至らないと思います。時間はかかると思いますが、混乱は避けることが出来、不信感を取り除くことは出来るのではないでしょうか。	システム的に不十分なデータの管理体制に問題があると考えていた。 名前が入っていない資格記録、振り仮名がきちんと登録されていない等いつも気になっていた。 また事業所名等の訂正を社会保険庁へ依頼しても、すぐには対応してもらえなかった。 61年のオンラインスタート当時より感じていた。 また、事業所担当者及び被保険者一人ひとりの認識がなく、簡単に年金手帳を紛失し、再交付をせずに新規で手帳の払い出しを行うケースが多く、今回の5000万件になったと思います。	資格取得届を受理する際に、名前検索や職歴確認をおかなっていたものの、早く保険証がほしいということで、十分に回答してもらえず、新規に払い出したこともある。 基礎年金番号が出来てからも、20歳を超えている方の手帳がないとも申し出も多数あり、手帳の大事さが中なた浸透していないことをいつも感じていた。 広報不足、事業所担当者への周知不足、システムの不備が問題であったと思います。
10122	地方庁	社会保険事務所長	・ありません	・未統合となっている記録を公表して、情報提供を求める。 ・記録特定には本人との接触が不可欠であり、積極的に国および地方自治体等が保有する情報を利用できるようにする。(警察、郵便局等の活用)	・当然、加入した期間が年金につながるようにすべきと考えていた。そのために、出来る限りの調査を行ってきた。 ・問題の存在を知ったのでなく、基礎年金番号制度が導入されてなお、転職のたび複数の年金手帳の交付を受けた事、一つにすることなく持っておられる者が多数おられた。結果、未統合記録はたくさんあると思っていたし、年金請求時での統合が多かったと認識している。 ・基礎年金番号制度を導入した時に、一つに統合完了まで追及しなかったことも起因していると思う。(あまりにも膨大な数が残った)	・ご相談ご照会に対し、ていねいに聞き取り、出来る限りの調査を行うようにした。しかし、あまりにも件数が殺到しすぎた。 ・広報も不十分だったと思う。 ・その結果、長い待ち時間等で、国民に大きな迷惑がかかってしまった。 ・あまりにも、短時間で解決を急ぎすぎたのでは。もう少し、準備検討する時間が必要だった。 ・記録管理の大切さが、あらためて認識させられた。
10123	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	コンプライアンスの周知徹底、業務マニュアルの確立	業務のやり方が確立していないため各々の判断で本来的なやり方からはずれて業務を行った。 マスコミでの報道が"されたため。	報道に踊らされることなく冷静に対応を心がけた。 国民に対する説明が不十分、もっと情報を公開することが必要。
10124	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思いあたりません。	届け出用紙に基礎年金番号以外に記号番号を持ってるかたに番号を記入できる項目を作り、注意喚起を常に行えるようにするとよいと思います。	私が、年金記録問題について問題を認識したのは、年金記録問題がマスメディアに取りあげられてからですが、認識としては組織的な対応の不備によりまじめに年金をかけていた方が、記録漏れがあったために本来もらえるはずの年金がもらえない状態になってしまうこと。 そして年金制度への不信をまねいたことが問題であると認識しております。	積極的にお客様に対して年金特別便の提出の有無について確認しもれがないかどうかを確認するよう働きかけました。 年金記録問題の反省点としては、申請主義にあぐらをかいた組織的な怠慢が反省点として挙げることができると思います。
10125	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません	厚生年金 ①旧台分→コンピュータ化する ②台帳とWMの記録と突合する ③旧姓の登録(全員に通知を出し、回答してもらう) ④すべての基番と突合する(平成9年以前の番号も可能な限りやる) ⑤疑わしい方に通知を送る ⑥それでも残っている番号については、個人情報保護法をはずし、誰でも確認できるよう、情報公開する (すべての作業が終わるまでの時間を制約したらそもそも不可能です) 国民年金 ①台帳との突合は済んでいるため、本人より申出してもらう以外は、不可能 ②特別便終了後、残っている番号については、情報公開する	もれている記録があるだろうとは認識していましたが、あれだけの件数があるとは記録問題が出るまでは知りませんでした。また、コンピュータ化されていない記録があんなにあるとは、認識していませんでした。	当時は、請求時に確認できればよいと考えていました。 問題点 ・計画的な台帳のコンピュータ化をしていなかった ・多分すべての過程において複数人での確認はしていなかったと思う ・国民年金の台帳はすべて保管しておくべきだった ・社会保険庁が自ら問題を提起するべきだった
10126	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	人を増やすこと	知らなかった	わかりません

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10127	地方庁	その他(社会保険事務所)	「世間一般」がどの程度なのかが分かりませんが… 社会保険事務所の職員は標準報酬がマイクロフィルムと一致しないケースがあるとかはみな、知っていると思いますが、社会保険に関わりのない一般人は知らないと思います。 一般的な社会保険事務所職員が知っている程度の知識しか持ち合わせておりません。	現在は被保険者にまず定期便が送られましたが、より急ぐべきはむしろ年金受給者ではないでしょうか。 年金受給者と、受給待機者のうち、年金受給者を優先すると明確に打ち出したほうがよいと思います。 要は優先順位をつける、ということで、待機者には記録の不整合があっても受給者が完了した後	私がこの問題を認識したのは平成17年から18年ごろのことで、その時は単に統合もれがあるだけで、氏名索引をすればすぐに解決するくらいの認識でした。 その後、対象者が膨大な数にのぼることや死亡者の記録も含まれる、記録そのものの誤り等多数の問題があることに気づきました。	ねんきん特別便が送付された当時、来所者には氏名や生年月日の誤り等、考えられる限りの索引を行い、徹底的に調べてから帰す、という方法をとりました。 あらゆる可能性を窓口段階ですべて解決しようとしたため、お客様を長時間拘束することになり、大変非効率で、お客様に負担をかけてしまったものと反省をしております。
10128	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		最初に報道されだしたとき(19年5月頃)は、基礎年金番号がスタートしたときに手番を登録するように、と通知しているにもかかわらず登録しなかった人の番号だけが、いわゆる「宙に浮いている」んだと思っていました。 しかし、その後、紙台帳からオンライン化するときに「生年月日をまるめて」いたり「カナ」を確認もせず入力しノーチェックだったということを知ったとき(19年秋頃)は正直びっくりしました。名前も生年月日もない手番や別人記録が収録されている手番など、びっくりすることがたくさんありました。	当時、適用調査課に在職していたので毎日膨大な量の、記録の補正入力作業をしました。また、窓口に寄せられる問い合わせや申出に対し、お騒がせしていることを詫びながら、信頼を取り戻せるよう誠意をもって対応しました。 反省点というか、なぜ紙からオンラインするときにきちんとできなかったのだろう、と残念に思います。
10129	本庁	その他(本庁)	なし		国民生活の基盤となる年金制度の運営に対して、適正を欠く事態であると認識しております。 また、問題について、宙に浮いた年金は、平成6年4月採用時より、厚年業務において、資格取得届処理時に転職する度に新番を払い出すなどして、複数の手帳記号番号をお持ちの人が多いとは思っていましたが、当時は、年金裁定時に確認されるものだと認識しておりました。	国民への信頼回復に向けて、一刻も早く正常化させることが急務と考え、事務所においては、ねんきん特別便の照会、国民年金納付記録の照会、第三者委員会への申立にかかる業務を行い、現在は、年金再裁定の処理迅速かのため、社会保険業務センターに出向しております。 この問題における反省点としては、職員の適正な記録管理に対する認識のなさと、人的ミスによる事故防止策が不十分であったことを長年放置していたことであると考えます。また、公務員であるため、職員としての資質を向上できない適正に欠く職員をクビにしにくいことも要因の一つであると考えます。
10130	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	年金記録は制度の成立ちと密接に関係してるので、簡素に記録をオンラインに載せてしまうと事故が起こる。 やはり、じっくりと時間を掛けなければ解決はできないと思う。 旧台帳の処理をしているが、脱手を受けている記録や、重複取消済みの記録を、生きた記録としてオンライン上に載せるので、旧台帳の内容が見れない地方庁では基礎番と重複取り消をすることによって2重の給付になってしまう。 そのためにもオンライン化するには慎重に行わなければいけない。	旧台帳の問題は平成5年ごろかです。年金給付事務を行うにあたりカセット記録に当たると、業務が停滞し処理に時間がかかっていた。 その当時から業務センターに対しすべてのカセットをオープンできないかと担当者レベルで話していたが、当時は予算の問題でできないといわれていた。 現場においては、常にお客様と密接に関わっているのでお客様に二度手間、三度手間を掛けさせることは問題であると考えていた。	
10131	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	1件1件、確実に、誠意をもって調査・回答していき、回答についてのお問い合わせがあれば、わかりやすく説明していくしかないと思います。また、そのための人員は増やしていくべきだと考えます。	国民全体の信用を裏切る大きな問題であると認識しています。世間一般で問題視されるようになってから知りました。	(7)でもお答えしましたが、1件1件誠意を持って調査・回答にあたっています。 各時代・各個人の届書や納付に関する処理、モラルや接遇・対応もあると思いますが、機械化(WM導入)時・基礎年金番号導入時等に正確に情報把握・処理できていなかったことが大問題につながったと思います。
10132	地方庁	その他(社会保険事務所)				
10133	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		私が入庁したときは基礎年金番号導入後であったため、初めて現場の社会保険事務所に配属された当時は、確か過去記録の調査という形で郵送での回答をお願いする方法がとられていたように記憶しています。 そのため、手帳記号番号という形で未統合の記録が存在している方もいるというのはわかっておりましたが、何千万件という膨大な量が存在しているということは把握していませんでした。	現時点では、次のような反省点が考えられると思います。 【年金記録問題発生前】 未統合の手帳記号番号の残件数や、1466万件調査が行われているような旧台帳記録の存在など、現場の職員への周知が不十分であった。 未統合の記録が存在しているにもかかわらず、現在のような本人の可能性のある記録が照写されるコードが準備されていなかった(氏名検索しない限り分からない)。 受給者原簿の作成といった部分について不勉強なので恐縮ですが、再裁定に時間がかかることからも、再裁定そのものをイレギュラーな事象として捉えていた側面があったのではないか(何年も前から、再裁定が起こりうる何千万件もの記録が存在していることを認識していれば、システムの再構築は可能であったはず)。 【年金記録問題発生後】 本来のイメージでは、大半の事象が『宙に浮いた年金記録』であるはずなのに、『消えた年金記録』というフレーズが流布してしまった点。現場の窓口では、「自分の思っているとおりの記録が見つからない＝職員が記録を取り消した」というお客様の認識に多く直面しました。 現場の社会保険事務所への情報伝達が非常に遅かった点。新聞やテレビなどを通じて、一般のお客様と同じタイミングで知らされた情報が数多くあったため、対応が後手に回ってしまった。 その他、特別便の各事務所への回送に何ヶ月も要したこと、再裁定の完了までに長時間要したことなど。
10134	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		物心面を受給権者を優先し集中して投入し，被保険者については中長期的に取り組む等緩急をつけ対応.	過去の記録整備の不備. 3年ほど前から報道で.	バックヤードや台帳整備の支援等に参画した. 裁定請求時に整備すれば良いと言う認識と，請求主義の隙間にこのような漏れが発生した.
10135	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	国の瑕疵であるので、申し立てを認める基準のさらなる緩和を行う必要があると考えます。	自身が、年金記録問題を認識したのは、事務局総務課会計係に配置後であり、直接、窓口等にてお客様と接していないため、これほど大きい問題であるとの認識はありませんでした。	自身は後方支援しかできないため、できる限り電話を受けた場合は、完結できるようにし、また、簡単なことしかできませんが、支援の募集があれば、可能な限り参加する等の対応はしました。
10136	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		今までの、データを確認してく作業を続けていくしかないと思います。	不備があるケースがあるので整備が必要と感じました。	その都度対応したと思います。
10137	地方庁	その他(社会保険事務局)	分かりません。	粛々とやっていくしかないと思います。	最近になって。	全国的な問題なので、上部組織の指示に従い、組織全体として対応すべきだとおもった。 年金制度の弊害がこのようなことになったと思う。
10138	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じない		ニュスで取り扱っていたので、あら捜ししてきたと思ってたが、実際の問題と認識したる、平成18年頃ニュスで知った。	窓口、電話相談については、親切分かりやすく、回答した、コンピューター導入の時きちんと、名寄記録を入れておけば、よかったのでなかったか。
10139	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし。	ねんきん特別便による名寄せ対象者、「今後解明を進める記録」や厚年旧台帳等による名寄せ対象者に対する案内を地道であはあるが丹念に行い、また、継続し続けることが確実で現実的な方策だと思います。工夫や人員体制整備も必要です。	いわゆる「宙に浮いた5千万件」という問題は、国民の皆様に相当大きな不安を与え、社会保険庁という組織に対する信頼不信に留まらず、制度そのものへの信頼を損なう重大な事態を引き起こした問題だと思っています。 5千万件という件数を具体的に認識したのは平成19年5月当時であるが、厚年手番については転職の際に前の年金手帳の番号を引き継がず新しく番号を取得し、同じ人物が複数の年金番号を持っている状態が存在していたことは、社会保険事務所で保険関係の業務に就いた昭和56年頃からその存在を知っていた。	これまでの記録管理体制が不十分だったことを組織の一員として自覚反省し、相談者へ誠意をもって対応を心がけました。 二十数年前、厚年期間調査担当であった頃、年金手帳をなくした方等から調査依頼をされる件数が毎月何十件もあったと思いますが、記録がないということを回答するには調べ尽くしたという気持ちになるまでできなければ回答できないものでした。また、本人の記憶している会社名と実際の法人登録名はグループ系列や下請けなどの関係により違っていることがよくありました。熟練した職員の技量も必要であるなど後から探すのは労力が要ることでした。 それらの現場の声を上げていくべきだったし、現場の情報を収集する本省、本庁との組織関係が築けていなかったことも反省点だと思います。 また、もっと早く記録管理システムを見直すべきだったと思います。まず、住所の届出と管理を義務化し、本人を識別するキーを確実なものとし、登録住所へ加入記録をお知らせする取組みもその当時から必要だったと今は思います。
10140	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に存じておりません。	一度に解決できる問題ではなく、被保険者の方々からの協力をいただいたうえで、少しづつ解決していくしかないと思います。また、記録が判明した後の再裁定処理の手続きに時間がかかっているため、再裁定の担当として専門知識のある職員の数をより増員すべきです。	年金記録問題が社会的に大きな問題となるまで、年金記録がこれほどずさんな管理になっていたとは知りませんでした。	繰り返しになりますが、被保険者の方の相談に丁寧に対応し、できる限り記録を判明させるように心がけています。そして、このような事態になった原因はたくさんあると思いますが、業務を担当している社会保険庁の職員が、年金記録を管理する責任の重要性を深く考えていなかったこと、また、多くの被保険者が年金制度について、今まであまり関心や知識を持っていなかったこと、この2つが今回の問題が起こってしまった大きな原因であると思います。 今後、このような事態を防ぐためには、担当する職員に国家の重要な制度を運営しているという自覚を徹底して認識させること、広報等で、国民の皆様に年金制度の重要さを訴え続けていくことが重要であると思います。
10141	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし			
10142	地方庁	その他(社会保険事務所)	・転職のたびに新規番号を取得している方が多いこと。・資格喪失日が退職の翌日になっていないこと。・親族のみの事業所では、資格の途中に得喪しているケースがあること。・偽名や通称名、生年月日を偽っている方がおおいこと。	・記録情報を提供し記録が漏れていると思われる方については照会いただく。・テレビやラジオ等で広報する。	・問い合わせが無ければそのままにしていた。被保険者の立場に立っていなかった。	・電話や窓口等での対応について、今まで以上に詳細な点まで説明し、理解していただけるよう心がけています。・事業所の担当者への指導が足りなかったと思います。
10143	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金受給者の場合、基礎年金番号に統合されていない厚生年金等の手帳記号番号を統合し再裁定をすることで、現在受給している年金の金額が減額されることがある。このような場合、裁定時まで遡って年金額が改定されるため、返納金が発生することとなる。年金額を返納していただくことに対してなかなか理解をいただけない場合も多い。また、世間一般では記録を統合することで年金額は必ず増額されると思われていると思う。	法律を整備し、現時点からの年金のみを改定し、返納金が発生しないようにする。ただ、この方法だと、当事者にとっては有利となるが、最初から正規の金額で受給してきた年金受給者にとっては不公平感が生じてしまうため、正直なところこのような方策がよいかどうかはわからない。	私は平成17年4月の採用であるが、当時在籍していた年金給付課の時代から基礎年金番号に統合されていない手帳記号番号があることは知っていた。ただし、基礎年金番号制度を導入した時点で必ず宙に浮いてしまう番号があることがわかったので、制度の変遷上しかたのないものだと思っていた。 また、標準報酬が不正に改定されていたような事案について知ったのは、ここ1～2年の間である。	年金の請求時点で1つでも多くの手帳記号番号を給付に結びつけるように心がけていた。宙に浮いた年金記録の問題については、今でも制度上ある程度仕方のないことであると思っている。反省点としては、基礎年金番号制度を導入した平成9年当時に、国民一人一人の協力がないと解決しない問題だということをもっと広く周知するべきだったと思う。また、年金特別便や定期便は、基礎年金番号制度導入後にすぐ行うべきだったと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10144	地方庁	その他(社会保険事務所)	理不尽だと思いつつも、政府の方針通りに行っていた業務が、記録問題と称されたものもあり憤りと虚しさを感じる。 例えば、平成9年頃？の3号特例は保険料と同じく2年までしか遡れず、任意加入した方もいると思う。	現在の3号特例は事実まで遡るのでこのような問題はない。 ただ、年金記録に対して、救済と称し、どんどん、何でもありになっていっていることについて、正当な業務を行っていた者という観点と、正当に手続きを行った方、キチンと納付された方の観点からみるとやめてほしい。 政府の方針でもおかしいものはおかしいと言えて、政府も聞く体制を持つ風通しの良い、意思疎通ができる組織になってほしい。	記憶が定かではないが、当時、基礎年金番号と手帳番号の統合については、とりあえず、できるものだけやるということだったと思う。あとは、年金裁定時に行うものと伝達をされていた気がする。	将来的なビジョンをしっかり持って業務を行うことが政府も社保庁もできていなかったと思う。 仕事に対する想像力の欠如。
10145	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし		六年前(期間照会の担当時)	業務上補正できていない記録を見つけた時は、台帳確認のうえ登録処理を行っていた
10146	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	申し訳ございません。	記録の整備を進めていくしかないと思う。オンライン導入以前の記録が正確に反映していない記録が多々判明してきている以上、ここを整備しないとご本人にお聴きしても正確な解答はもらえない。古い記憶を思い出していただくためにも当時の正しい記録をお伝えする必要がある。時間はかかるがやむを得ないと思う。	年金記録は、紙台帳等で管理していたものが正確にオンライン上に移されていると思っていた。オンライン上の記録不備はシステム上のエラー分が残っていたものであると考えていた。 「年金記録問題」としてマスコミが取り上げて以降、記録の管理方法等で知らなかったり、考えられないようなこと(いわゆる「まるめ」)もあることを知った。	記録照会業の担当の時には、オンライン上にある記録についても、紙台帳を確認するなど、切り替えの不備がないかまでを確認していた。 年金記録の重要性の認識の甘さ。とくに「まるめ」などでオンラインに載せたら後々どうなるのかわかると思う。
10147	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	今回、各種作業について、実施期限を設け、件数をこなすことを優先として行っているように思われます。 今回の一連の記録整備作業は、年金制度の信頼を回復するための最後の機会であると認識しています。 確かに実施に当たっての目標を立てることは必要ですが、各種システムの開発状況、専門職員の人数、実際の実施状況を見て柔軟に目標の組み立て直しが必要であり、計画ありきで事務を進めることは、十分な調査・確認を行えていないのではないかと不安になります。	柔軟な計画の見直しに尽きると思います。 決して職員に乗をさせる必要はないと思いますが、十分な調査・確認したうえでの回答ができるような実施計画を策定する必要があります。	年金制度そのものへの信頼をなくすような問題であると認識しています。 年金記録問題報道により知りました。	年金記録に係る照会があった際には、丁寧に調査を行い、誠意を持って回答するしかないと考えております。 この問題の根底には、長い年月をかけて保存している年金記録(名簿)の精度の問題があります。そもそも紙でしか管理していなかった名簿を、現在のようなシステム対応が困難な状況で電子化を行っているわけですので、多少の誤りは生ずるものと思います。また、年金相談をいただいた際に全ての名簿を再確認できればいいのですが、これも現在のようなシステムがないわけですから本人の記憶(事業所の所在地・名称)が違っていれば記録が判明しないという結果になります。この点は、「社会保険庁の社撰な作業」という観点ではなく、「システム環境上の問題」として報道していただきたかったと思います。 行政がしかたがないと言ってはいけないとは思いますが、反省点としては「このような事情で不完全のものもありますので、年金裁定請求時前であっても記憶が新鮮なうちに積極的に記録相談をしてください」と呼びかけるべきであったと思います。
10148	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		職員個々の意識の問題。例えば紙の内容をPCに移すときに、年金に関する一般的な意識が世間的にみても低い中で、当時の職員が当時の時代背景の中で仕事に取り組んだと思う。それが、現代になり、情報の保護や正確性(正確で当たり前ですが、、)が時代背景として高まる中で、当時の結果が問題となったという面もあると思う。ただ、もちろん最近起きている問題もあるわけなので、総合的にみると、職員個々の仕事に対する意識だったり、法律に対する理解度だっ	第一に被保険者のことを考えつつ、より正確に仕事をすることをこころがけた。
10149	本庁	その他(本庁)	特に知りません。	画期的な、問題を一掃するような方策は、やはりないのかと思います。 国民のみなさま一人一人の記録であるので、一件ごと丁寧に対応するしかないのだと思います。旧姓や名前の読み違い、不自然に記録が抜けている部分などを調査し、被保険者の方のご協力をいただきながら突合する作業を重ねていくことが必要なのだと思います。	在籍している部署では、直接記録管理に関わる業務でないため、そのような問題が存在するということは、新聞や報道などにより知りました。 長い年月にわたり、記録の管理を十分に行わなかったことによる、国民のみなさまに多大なご迷惑をおかけする重大な問題だと思いました。	記録問題に関わる作業依頼(旧台帳や特別便の発送の支援、記録に関する電話相談の対応支援など)があった時には、積極的に参加するようにしました。また、支払業務を担う者として、記録が突合され、年金に反映するべくして進達された届書については、出来る限り遅滞なく処理できるように努力しました。
10150	地方庁	社会保険事務所課長級以上		都道府県単位に特別チームを別途つくり、作業日程をきめて集中調査するしかない。 組織の方針を定めて、一元管理し、責任の所在を明確にして、再度この問題を発生させないことを周知させる。	未統合記録はあるにしても、記録がなくなっていることはないと思っていました。 この問題が出てきた時です。	通常業務と併せてこの問題の処理をしてきた。 組織が3段階に分かれ、一元管理していなかった。また、一元管理をうたって社会保険庁が現場の小さな声をきかなかった点にあると思う。
10151	地方庁	その他(社会保険事務所)			届出主義での体制による記録の管理、通知不足や勧奨不足によって放置された記録の蓄積だと思います。認識についてはこの問題がおこる前から危惧はしていた。	対応については取得、喪失時に今後の手続き等について説明する。反省点はこれまでの届出主義の体制を改め、十分な説明と勧奨、通知をする。
10152	地方庁	社会保険事務所長	・特筆事例は無い	・一刻も早いオンライン記録と紙台帳記録の突合せ及び可能な限り事業所における届書(控)並びに人事記録等の突合せ。	・個人の生涯生活設計、自治体行政及び地域経済に及ぼす影響等、極めて深刻な問題と考えている。 ・オンライン導入前の紙台帳記録の進達による、事故リストの調査、点検時頃から。	・紙台帳記載時に正確、読み易い文字の記載。難しい名前にはルビを記す等。 ・取得届等に氏名、生年月日、性別等を明らかにする住民票等を添付させなかった。 ・各種届書及び広報説明資料において、専門用語が多く平易な文章ではなかった。 ・社会保険庁組織における三階構造。特に当局と職員団体との協力(？)関係。
10153	地方庁	社会保険事務所長	特にありませんが、現在の厚生年金保険の強制適用範囲について、5人未満の適用拡大の際、保険料の滞納が想定された訳ですが何ら制度的な対応や事業主に対する罰則の適用が整備されず、現場の社会保険事務所は、その対応に追われたように思います。現在の厚生年金制度では、保険料の滞納があろうとも年金権に影響が出ないよう設計がされております。したがいまして、制度が強制適用であることを悪用して、新規適用後に保険料を全く支払わず、一定期間が経過すると全員喪失を出し、所在を移動して別の社会保険事務所で新規適用を繰り返すということなことが、平気でまかり通っております。事故調査には限界があり一部の調査しかできていないというのが現状です。 今後は、未適用の拡大が課題となりますが、その前に保険料を支払う原則と調査に従わないよ	社会保険事務所の職員では、対応は不可能と思います。なぜなら、職員の数が急激に減らされ、通常の業務にも支障をきたし一月の残業時間は、130時間を越える職員もおり、メンタル面で病気休暇を取る職員が増加しています。機構に移行しても通常業務が円滑に廻る人数の配置はされておらず、この年金記録問題は切り離して、厚生労働省の事務分掌とすべきと考えます。	もともと、年金記録問題は少なからず発生しており、通常の業務として個人からの資格照会を丁寧に処理しなければならないと考えていました。ひとつには、年金を請求するときに履歴を確実に調べる必要があり年金受給権の保護を請求主義の中で行うことと認識していました。 記録整備は、戦時中のものもあり職場に入った頃から問題意識はありました。	年金記録問題は、現在のようにコンピュータが整備されていた時代と背景が違いますので、現在の国民が望むことが一年や二年で改善できるものではありません。高齢者の記録を優先して解決することは不可欠ですが、全体としては、時間をかけて丁寧に一人ひとりの履歴が確実に統合できる体制を整備することと思います。
10154	地方庁	その他(社会保険事務所)	一般に知られていない問題については知りません。	お客様からの特別便、定期便の回答について、非常勤職員などの活用をして処理のスピードアップが必要と思われます。	平成9年の基礎年金番号導入時に統合できていない記録があるのは知っていましたが、5000万件もあるとわかったのはマスコミ報道があってからです。	厚生年金の資格取得時など、統合できていない記録は同時に統合処理を行っていました。複数番号をお持ちの方には記録統合していました。
10155	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	現在、「消えた記録」「宙に浮いた記録」「記録の改ざん」など世間一般に知られている問題以外に特には存じていません。	現在世間に知られている記録問題の問題点について、職員の知識と経験を集約すべきと考えます。	年金の歴史は古く、紙台帳での管理時代の記入誤り、記入漏れ、コンピュータへの収録作業時点での転記ミスや入力誤り。コンピュータ収録時の判断誤り例えば、古い記録は紙(マイクロ)で保管するなど。すべての記録がオンライン上で確認できない状態であることは、社会保険庁へ入庁当時から認識していました。ただし、当時から(現在まで)年金裁定時点で本人の申し出によって調査確認を行えばよい(いわゆる申請主義)という思想の元で仕事をしていましたので、年金記録問題が発覚した時点で、これまでの社会保険庁の姿勢が問題だと深く認識しました。現在、被保険者に関する「ねんきん特別便」の記録調査・統合・整備・回答について、業者委託で進めていますが、あくまでも申請主義で行っていることに大変疑問を感じています。過去の記録管理の不備のため、ご本人からの申し出が無ければ探し出せない記録もあるため、お申し出をいただくことは重要なことではあります。しかし、いわゆる宙に浮いた5000万件の確認作業とはリン	職員個人で個別に関われる部分については、あくまでも国民の側に立った対応をしてきたつもりですが、組織としての対応について不満も残っています。 オンライン化、基礎年金番号の導入などの契機に、もう少し人手とお金をかけて記録整備を行うべきだあったと思います。 過去、さまざまな制約から記録の保管や整備ができなかったのであれば、国家プロジェクトという位置づけでこれから行うとされいる記録整備について、今までのさまざまな反省を踏まえ行っていただきたいと思います。 アンケートの意図と回答内容が違うかも知れませんが、ご容赦願います。
10156	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	被保険者、年金受給者の方に対し証拠となる書類を求めることは、古い案件が多く困難と思われます。 今後、一定の条件をなるべく緩和して、被害者救済を進めていく必要があると考えます。 また、平成22年1月を契機に新たな組織(特に現場となる年金事務所)では、二度と国民の信頼を失う不祥事を起こさないよう、まずは、職員の意識改革を自分ができる範囲で実行していきた	正直、最初は申請主義ということもあり、被保険者の方にも非があるのではないかと考えていましたが、これまで様々な事実が公表、報道等され、やはり行政が責任をもって解決していかなければいけないと考えを改めたところです。	窓口における対応時に適切に記録確認に努めていれば、全てとは言わないが現在の事態には至らなかったと考えております。
10157	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にはありません	遺族年金受給者で、婚姻前のご主人の記録で受給者では事業所の 覚えがなく統合するのが困難なものが残っていきます。 どこかの時点で、他に該当者がいない場合は 本人確定して処理するのが望ましいのではないでしょうか。	複数番号の所持については、コンピュータ管理される前の 段階で現在のような検索もできず、やむをえない面もあったと 思います。 ただし、コンピュータ管理された時点で速やかに複数番号所持者の 問題を対処していれば本人の記憶も今よりは鮮明でスムーズな 解決ができたかも知れないと思います。	現場で実際に応対している中で、本人の意向に沿う結果に なるもの、ならないもの、いろいろな場合がありますが、 現在の状況を正確に説明し、誠意をもって対応するしかないと思います
10158	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	記録の適正な管理と記録の本人への確認が必要と思います。定期的に本人への確認作業が必要と思います。また、過去の記録については、本人特定が困難ですので、詳しく記録について該当者の方と面談をされたらと思います。 個人情報ですので、取り扱いに十分注意したうえでの通知、面談となるようにする必要があると思います。	年金の支払の基礎となる記録の管理が不十分であり、業務の根幹ともいえる部分に対する問題であると認識していました。年金の支払業務に携わるようになった平成15年ごろに一人の人の記録が複数の番号で管理されていることを知りました。	その当時は、複数の番号での管理だと、正しい支払ができなくなり、社会保険事務所への統合の依頼をするにとどまりました。記録が一つになっていないと 受給要件にもかかわってきますし、基礎年金番号導入時にもう少し徹底して 番号の統合に勤めるとともに、広く統合への協力依頼の広報を行うべきだっだと思われることと、裁定時の記録の確認をもっと丁寧に行うべきであったと思われます。
10159	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくにありません。	一件一件確実にお客様と事実確認お行いながら記録の正常化に努めていくことが大切だと考えます。	平成19年ごろ知りました。解決すべき重要な問題だと認識しました。	お一人お一人の記録が確実に事実と一致するようになるように確認するよう心掛けて対応しました。ただ、件数が多いため迅速に対応するのが難しい点が反省点だと思います。
10160	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		重要問題として認識しており、最優先で取り組んできました。 5年前に国民年金課に所属していたときに、名前の無い記録や被保険者の方が申し出る記録が無いときに記録に問題があるのではと思いました。	できる限り記録を探し、統合できるよう努力しました。 平成9年に基礎年金番号を符番した際、被保険者にきめ細かく周知し 必ず手番を統合するように徹底していなかったことが問題点だと思います。 また、本人の申し出が無い限り、年金記録を通知していなかったことも反省点のひとつだと思い
10161	地方庁	その他(社会保険事務局)			期間照会の直接の担当者になったことは、ありませんが、今年業務支援を行った時に、脱退手当金の取扱いについて、問題があると感じました。 現在、業務センター保管の旧台帳の脱退手当金の記録が、一部不鮮明(支給日の記載位置がずれているだけでも)であった場合、脱退手当金受給とは、取り扱わず、年金の資格期間とする指針がでています。 しかし、同じように旧台帳の脱退手当金の記録が、一部不鮮明であっても、WMに収録済みの脱退手当金の記録は有効であります。 実際に脱退手当金を同じように受給した人の中で、年金の資格となる人、ならない人がいるのは、問題であると思いました。	期間照会担当者に確認したところ、第三者委員会からの指示等を勘案し、業務センターでの取扱いがそうなっているとの回答でした。 やはり、脱退手当金受給者の中で、不平等な取扱いであると思うので、今後取扱いの改善が必要であると思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10162	本庁	その他(本庁)	これまで世間一般に知られていない問題で知っている問題はありません。	大臣・長官・有識者会議等よりさまざまな方策が示されていますので、それに従えばよいと思います。	重要な問題だと認識しています。年金記録問題が存在することを知った時期は、はっきりとは覚えていませんが、平成18年から19年の間だったと思います。	年金記録問題の解決に向けて、ねんきん特別便等、さまざまな対応策がだされていますので、それに沿って与えられた業務をこなすことが、問題解決につながると考えています。 記録問題についての反省点は有識者会議等で議論されていますし、社会保険庁としても原因・反省点を発表していますので、一職員として、ここに回答することはありません。
10163	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	厚生年金の期間確認の研修、マニュアル化等を行い、業務に携わる職員全員に専門知識の習得させること。 あとは地道に記録統合していくしかないと思います。	基礎年金番号が導入されるまでは厚生年金に住所登録が無く、資格取得の際、本人であることの確認ができなければ新たに番号が払い出されるため、ひとりの人に複数の年金番号があることもある。という認識でした。 このことについては、基礎年金番号導入の際の通知による回答と、年金請求の際に確認のうえ統合する方針と聞いていたので、そうするものと思っていました。	すべての記録を早急に統合するということで、地道に一件一件調査し、統合していくしかないと思いました。 古い記録の確認に関する専門知識の共有が必要だと思います。
10164	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		基礎年金番号導入後に未統合手番が存在するのは当然のことであるが、導入後10年経過しても5000万件あるとは知らなかった。知ったのは報道された平成19年頃と思う。	現場の対応としては、相談時に他手番の存在の確認統合をするべきであり、順次おこなってきたつもりである。 未統合手番の統合処理はするべきであるが、手番の複数所持は本来はありえないことであり、宙に浮いたとか消えたという表現は全くなじまない。 相談者が最初から記録は誤りがあると思い込んでいたり、基礎番導入時に他制度の手番があったことを事務処理誤りとして窓口で苦情になっている。 やたらと、記録がもれていませんか？間違っていませんか？と聞くような勧奨は止めるべきと考えている。 窓口でスムーズに相談できることがまずは必要である事を考えなくてはならないが、上部は現場がわかっていないと思う。 後ろ向きとの判断をされると思いますが、あえて意見とさせていただきます。
10165	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	もう全てだと思います		年金給付課の経験は障害年金の担当した2年間だけ 他は業務課、徴収課 業務課在籍当時は、これは問題であるなどの認識はなかった 今考えれば、事業所から取得届の提出があり、年金加入は初めてという表示があれば、全て新番の払い出し行なっていた。 これが5000万件の原因の一端かと思います。 徴収課在籍当時の問題としては、遡及訂正、遡及全喪、もう問題として取り上げられている しかし、その当時は問題意識はなかったと思います。 問題が存在することを知ったのはいつごろ これら全てはその当時は問題としては認識していなかった 問題であるということをいわれれば、これは問題であるという認識をもてる 不正を行なっているという認識は絶対にない 個人の利益につながるようなこと、保険料の流用、年金記録の補正などは処分を受けて当然 これは大きな組織であれば社会保険に限らず、発生すると思います。	現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられる 現時点では、全て正しく処理を行なっている その当時(15～20年以上前)はこれは問題であるという認識を持っても、いち地方の社会保険事務所職員が問題を正すことなど出来ないと思います。 もちろん問題意識も持っていない 現時点では問題としてとられたことに関して、反省はしなければならない しかし、組織に従うのが個人であるということも大事だと思います
10166	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	事業所の過歴を良く知っている者を雇用し、機械、台帳を入念に調査を行なう。	制度が複雑すぎるから発生したものと思う。 もっと単純な制度にするべきだと思う。 年金給付業務を行うころ、知ったと思う。	法令に添った処理をするしかない。 マスコミが制度をよく知らないのに、犯罪者のようにさわぎたて、あやっまた報道がされている。 正しい報道が必要。 職員も、制度を熟知する必要がある。
10167	地方庁	社会保険事務所長	特になし	・社会保険事務所において、従前のように調査確認を行っていくことが必要である。 ・年金機構に移行しても、年金記録問題の責任はあることから、さらなる人員を確保し、戸別訪問等の実施が不可欠である。 ・戸別訪問等を行うためには、市町村等の協力を仰ぐ必要もあるため、何らかの法整備(個人情報関係)が必要と思われる。 ・今回の名寄せ特別便に対する市町村依頼についても、個人情報保護条例等の制約があった。	・年金記録問題は、過去おける記録の管理等がなされていなかったことに問題がある。 ・年金記録問題については、年金受給者及び被保険者に対して、大変ご迷惑をかけて申し訳ない気持ちで一杯である。 ・今までは、年金請求時に記録等の確認を行い、漏れ等がある場合はその時点で統合処理を行っていた。 ・年金請求時において、本人からの申し出でにより、事業所等の名称確認することで、記録の確認を行っていた。(WMに確認できる情報がすくなかった。) ・平成9年の基礎年金番号設定時において、周知・徹底を図る必要があったのではないか。(企業等への協力依頼等)	・記録等の漏れがあった人たちに、懇切丁寧な対応で望んできた。 ・今回の年金記録問題で、訂正があった人たちについて、記録整備後に定期便等を出す等の配慮が必要と思われる。 ・再裁定処理についても、今一度処理の迅速化を図ってもらいたい。 ・年金機構発足後に、受給者あての定期便については、機構発足時でもあることから、発送を遅らせてもらいたい。 ・ねんきん特別便発送時のような混乱を防止する必要があると思われる。(年金事務所等への不信感がでる。)
10168	地方庁	その他(社会保険事務所)	「年金記録について世間一般に知られていない問題」とはどのようなことを指すのか、また質問の内容が漠然としておりどのように答えてよいかわかりません。社会保険庁解体まで1ヶ月を切ったのに何をいまさらという気分です。また、あら捜しをして処分者を出したいのでしょうか。首切りにつながる ネタでも提供しろというのでしょうか。私は、厚労省にも年金機構、健保協会にも採用されず、斡旋された仕事は今までの年収の二分の一以下です。ボーナスの返納し、残業手当も満足に貰わず、他課の応援にも進んで応じ必死で働いてきたのに本当に残念で悔しくてなりません。この二年くらいの混乱の中で、多くの優秀な人材が職場を去り、また去ろうとしております。社会保険庁の上層部の方々もいろいろと苦労されていることとお察しいたしますが、直接被保険者や年金受給者と接してきた現場の職員の苦労もわかっていただきたいと思います。ご質問の趣旨から外れてしまい申し訳ないのですが、直接庁の中枢へ意見を述べるチャンスなど今までなかったので、この場を借りて言わせていただきました。申し訳ありませんでした。		厚生年金の記録の管理について 今から約30年ほど前、東京の社会保険事務所では、手書きの被保険者名簿の他に機械管理されているデータを印刷した「ダンプリスト」なるものが存在したが、お互い突合してみると名簿上の氏名と収録された氏名(カタカナ)が違っているものがかなり見られた。紙台帳の記録を機械に入力する前段階として氏名に振り仮名を振る作業をしたようだが、ここでかなり間違いが生じたようだ。皆が知っているような有名な方の振り仮名も誤っているなどかなり知的程度の低い者に作業をやらせたのではと疑ったほどである。被保険者が被保険者証や年金手帳をきちんと管理し、事業所が変わっても事務担当者に提示してくれればよいが、そうでないと後々記録照会が大変になると感じた。	当時の上司(課長)に、上記のような問題を告げたが何の反応もなかった。また、全事業所にダンプリストの写しを送って協力を呼びかけたらと提案したが無視された。自分の受け持ちの事業所だけでもやろうとしたが、とてもやり切れる数ではなかった。 もし、オンライン化の始まった昭和50年台に名前だけでも正しく収録されていれば、これほど大きな社会問題にならなかったと思う。貴重な自然を壊してグリーンピアのような施設を造る金があったのならなぜもっと記録管理に金をかけなかったのかと悔やまれる。 また、基礎年金番号導入の際も、もっと事前にテレビや新聞を通じてPRをしてしっかりとした統合計画を立ててから実施すべきだったと思う。
10169	地方庁	その他(社会保険事務局)	現在までに問題となっている事象以外の年金記録についての問題は承知していません。	国民の皆様からの年金記録の照会や確認について、親切に迅速にまた正確に回答や提供することはもちろんですが、年金記録の問題を自ら点検するとともに、今後は、国民の皆様が年金記録の確認を簡単に行えるよう情報提供が必要だと思います。	この度の年金記録問題は、社会保険庁における業務管理やコンピューターシステムの運用について長い期間に渡って生じていた問題点がいっきに発生したものと思います。 また、このような問題が存在することを認識したのは、はっきりしませんが平成16年から平成17年ごろと思います。	わたしは、国民の皆様の大切な年金記録を正確に業務処理をして、それを保管・管理するという使命感と、国民の皆様に年金に対して安心と信頼をしていただけるよう業務を行うという責任感を持って対応いたしました。 また、今までは国民の皆様の立場になって考えるということが欠けていたと思いますので、このことを反省点として更なる誠実な業務執行が必要と思います。
10170	本庁	その他(本庁)	現在の記録問題に関連した内容以外、特に思い当たりません。	現在行われている対応を中心に早期解決すべきと考えます。	国民の皆様の生活に係わる重要な問題であり、信頼を回復するために最も注力すべき問題と認識しています。	システム開発においても、このような問題が発生しないよう注意を行い、またその他のあらゆる職務に従事する職員全員が、国民の皆様一人一人の記録の重要性を意識して努める必要がある
10171	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に思い当たることありません。	マニュアルに沿った正確な事務処理と処理体制の確保。	これまでの間において、正確なデータ蓄積がされていると思っており、今般、大きな問題化されてから知った。	過去も現在も正確・迅速な業務遂行には必要な体制の確保は欠かせないと考えております。
10172	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	全体を一括に終わらせることをいきなり目指すのではなく、解決可能な処理目標をたて、段階的に解決を進めていくことが良いと考えます。	コンピュータ管理ではなく紙ベースの時代の根本的な制度上の問題。 責任の所在の不明確さによる記録管理を行っていた職員の責任感の低さによって生じた個々の事務処理の精度の低さに起因する問題。 4年前に知ったと思います。	まずは解決できる案件の確実に終了させること心がけた。 問題を一気に全体的に解決しようする非現実的な方針をたてて行動しようとしたため、目標の非達成により国民の不信感を高めたこと。 事務処理の責任の所在が曖昧だったため、自らの事務処理に対する責任感が低かったこと。
10173	地方庁	その他(本庁)		マンパワーの増大等による集中的な解決をはかるべきと考える。	早急に解決すべき問題である。 現厚生労働大臣の発言により知った。	記録の訂正にあわせて、訂正後の実際の給付業務につき迅速に対応すべきである。
10174	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		一人ひとりの将来の年金額に関わる重要な問題であり、誠心誠意お客様の声に向きあいながら、記録の整備に努めていかねばならないと感じておりました。また、すでに年金を受給されている高齢者の方についてはよりいっそう一刻も早い回答ができるように、と思ってはおりましたが、膨大な量の照会があるため、なかなか思うようにいかないというのが実情だったと思います。 記録問題について知ったのは、それが一般的に出始めた時期で、国民の皆様と同様、それまで年金記録を疑ったことはありませんでしたので、それより前に個人で認識することはありませんで	記録問題への対応としましては、記録問題に関する照会がある中で、通常の業務もこなさなければならない状況にあり、自分が出来る限りの精一杯の力でもって業務にあたるよう心がけておりました。 年金記録問題についての反省点としましては、基礎年金番号付番当時に国民の皆様への記録統合・記録確認等についての周知徹底にもう少し力を注ぐべきだったのではないかと考えます。 また、年金記録の疑き見や娘送付等の個人情報保護へのあいまいな態度が、国民の皆様の不
10175	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に存じ上げてはおりません。	可能であれば、人海戦術による総当り対応。もちろん、文書対応・電話対応を十分に行った後にどうしても本人の特定ができなくて、なおかつ本人の可能性が高い場合に限り。それ以外は、個人情報を削除して事業所名・所在地・就業期間・業種等をわかる範囲でネット上に公表して本人から申し出ていただいてみては。また、窓口で対応の際に逆引きで年金記録を索引できるようにしてみてはいかがでしょう。例えば、業種と大まかな所在地から事業所名称が索引できるとか。	最優先課題であり、最重要課題であると認識していました。また、問題の存在については、世間一般で話題となったころ初めて知りました。	最大限優先して対応しようとしました。また、本人からの申し出には本人に納得いただけるよう可能な限りの照会・調査を心がけました。申し出は、そのほとんどを本人の記憶に頼るところが大なので、記憶が曖昧になってしまい名称、所在地を申し出ていただくことができず、照会が困難な場合があり対応できなかった。
10176	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	「ねんきん特別便」の年金加入記録回答票の未処理分について、社会保険庁(日本年金機構)全職員が処理にあたる。 これについては、本庁(機構本部)が主導になって、全国統一の方途で取り組む。	「年金記録問題」とはどのことを言うのでしょうか？マスコミで大体的に報道された「消えた5000万件」の年金手番のことでしょうか？それであれば、これはマスコミで言われる「社会保険庁のずさんな記録管理」だけでなく、事業主、被保険者、受給者の年金に対する認識の甘さもあると思っておりましたが、私自身社会保険庁の一職員として、一刻も早く解消しなければならないと認識していました。(います)	「ねんきん特別便」の年金加入記録回答票の未処理分について、1件でも多く取り組むこと。 反省点として統台帳からWM化するときのずさんな事務処理等もありますが、事業主、被保険者、受給者の認識の甘さもあると思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10177	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			紙台帳管理から、コンピュータに切り替わった時期に、ビジョンとしての記録の補正や不整合記録の突合せを計画的にきちんと実施すべきであった。 20数年前、厚年適用事業所や被保険者の検索システム(職歴審査照会)を構築したが、精度が悪い。作成当時から精度の悪さを感じていた。近年少し改善された。あいかわらず、厚年記号、厚年事業所名称の収録誤りがまだかなりある。回答票(0961)に勤務したことのない会社名が平気で定期便等で印字され送付されている。・・・やむなく、今回全国的に事業所名簿検索システムを作成し、「間違い」と申し出された事業所名称について、各視点でインラインによる検索作業で電子画像データを確認している。確かにオンライン記録の収録が誤っているとそこで判明す	紙コン(8．5億枚)と同時に、適用事業所データの紙コン突合せが必要と考える。しかし、突合せするに紙データが不鮮明であったり、欠落していたりで突合せ作業が困難なものがある。データ管理が長期にわたりずさんであったことが反省点である。
10178	地方庁	社会保険事務所課長級以上	第4種期間のある人に新たな期間が見つかった場合、保険料還付はあるが、ほとんど年金額は減額になる。	第4種制度は現在はないので、すでに納めている人は保険料還付せず、年金額に反映させてほしい。	期間調査において、未統合は多いとおもっていたが、年金請求時に、確認し、統合できると思っていた。	年金は受給するまで40年以上あるため、その間転職、結婚等で変化があるので、記憶だよりの確認では、限界があったと思う。今回の年金記録問題で多くの人が年金について関心を持っていただけたと思う。今後は信頼回復に努めさらに年金制度の重要性を周知し、もう少し強い権限で保険料徴収ができればいいと思う。
10179	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	紙台帳と照合し、コンピューターの記録を確認すること。	一刻も早く基礎年金番号に統合すること。新聞・テレビ報道がされる様になってから。	未統合記録を早急に本人と確認をとりなくす努力をしてきました。 基礎年金番号を付番する事になったが、付番するだけで済ませてきたため。
10180	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	職員の増員、また、期間照会等に精通している職員が限られているため、知識を深めるための研修等の実施、マニュアルの作成等。	採用当時(平成16年度)から統合されていない年金記録があることは認識していました。 その当時は年金裁定までに記録が統合されれば特に問題はないと考えていました。	年金記録問題が取り沙汰される前から、未統合の記録を確認したときは統合するようにしていましたが、ほとんどの職員の中では、年金裁定までに統合すればよいという考えがあったのではないかと思いますので、積極的に未統合の記録を整備しようという意識は低かったと思います。
10181	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知らない。	1件、1件を着実に整理していくだけ。可能であれば、県単位で一箇所に集中して記録問題を処理できれば効率があがるのでは。しかし、根本的な問題の解決は、社会保険庁単独では無理ではないか。国、行政、事業所さらに被保険者個人が年金の重要性を認識しない限り、同じ問題は起こり得たと思う。そういう意味では、今回の年金記録問題で年金制度に対する認知度が上がったのではないか。	未統合手番が膨大にあることは職員であれば誰でも知っていたはず。また、社会保険庁も手を拱いていた訳でもなく、他制度照会票や各種照会票などにより被保険者には通知をしていた。ただ、着手するのが遅すぎたし、遅れた理由は労働組合との兼ね合いがあったのだと思う。 そもそも、未統合手番が発生した原因の一因は、年金制度に対しての事業所や被保険者個人の認識の低さ。その当時の社会通念など、いろいろな要 因が絡み合っている。 もちろん行政として年金制度についてのPRや周知等をほとんどしていなかったし、事務処理や文書管理のルーズさなど、社会保険が一番責を追わなければならないのは事実だが、全責任を負わされるのは如何なものだろう。 政治の道具にされた感じがする。	重要情報を扱っているという意識が職員に足りなかった。また、制度についての広報周知やPRもなかった。
10182	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	記録のご本人と思われる方への、郵便での照会、再度の個別訪問による記録の確認が必要なのではないかと考えます。	保険料納入に対する、年金給付という観点から、今回の記録問題は極めて重大な問題であると考えます。 問題の存在については、世間一般に知られる少し前頃から、同時期くらいに知りました。	個別訪問を行い個人の方の記録確認を行いました。未収録の記録の登録作業を行いました。より多くの方の記録問題への積極的な対応に努めました。 機械化に伴う収録時の不備はもちろん、裁定時の対応での場面、保険料収納時の対応での場面、それぞれでの対応でより一層の責任の明確化が必要なのではないかと考えます。
10183	地方庁	その他(社会保険事務所)		一日も早く国民から信頼回復に向け努力をしていく	その様な事実がある事自体うたがつた 6年位前	あまりのもズサンすぎた
10184	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	記録を一件づつ確認する。 すべての記録が確認できたらよいですが、時間、人員、余命、費用対効果等考えるならば、確認できない記録分の年金を支給した場合と記録整備に要する費用等を算出した上で判断も必要になってくるかと考えます。	国の重要な問題と認識している。ここまで酷いとは思いませんでした。 2年くらい前だと思いますがニュースで知りました。	記録を一件づつ確認する。 記録が不備なことは昔からわかっていたことだと思いますので、当時から確認作業を行っていなかったこと。世論をみかたにすることが出来なかったことが反省点と考えます。
10185	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。		○加入していただいているお客様の大切な年金記録が基礎年金番号に登録されていない(受給されている年金の記録に反映していない)記録があることは国民の皆様に大変ご迷惑をおかけしている認識と社会保険庁組織として、基礎年金番号導入後の過去記録の整理やお客様への記録通知の取組みの実施が遅かったことを反省している。 ○5000万件以外にオンラインシステムに登録ができていない1466万件の旧台帳が「ねんきん特別便(名寄せ便)」送付前に存在していることが残念であった。	○電話や窓口に相談来られた場合やフォローアップ・旧台帳において、社会保険庁が保有する記録をお客様に情報提供するとともに、和歌山事務局としては、入念照会・旧台帳照会では、記録の確認のみではなく、再裁定申出書も同時に受付ながら、早期の支払いに向けて対応をおこなった。
10186	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	上記が特になしのため方策もありません。	・記録管理をコンピュータ化する際の確認や正確性が不十分であった。 ・手帳記号番号内の個人情報(住所など)不足により本人特定が困難となってしまった。 ・基礎年金番号導入時の対応が不十分であった。 このように認識していました。 平成13年に年金給付担当となったときに未統合手番が多いことを知りました。	年金受給者様からの各種届書を受付審査する際に、出来るだけ氏名索引を行い未統合手番があった際には再裁定を行ってきました。 記録管理の仕組みやシステム・年金番号の重要性の周知など、将来の年金裁定に対する責任感が不足していたと思います。
10187	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	別になし。	・被保険者への納付状況の提供による定期確認の依頼及びそれに対する照会への早急な対応。 ・適正な事務処理並びに決裁の徹底。	・基礎年金番号導入時において、重複取消等、手番登録の徹底が十分ではないように思えたが、年金請求時においての聞き取りにより最終的には被保険者期間のもれ等はありえないと認識していた。 ・この問題については現厚生労働大臣の国会質問等のご指摘による一連の報道等により、その当時知りました。	・事務分掌、所属部所をこえた優先事務として対応してきたし、今後においても早急は解決に向け、対応していきます。 ・業務に対する姿勢が時間(勤務年数等)を重ねるごとに、マンネリ化し、その結果、責任感や緊張感の欠如につながった。 ・コンプライアンスが徹底されていなかった。というかコンプライアンス自体の認識が低かった。 ・被保険者に対する情報提供がなされなかったことにより、問題等の確認が遅くなった。被保険者からの照会対応という一方的な形で、こちら側からサービスとしての情報提供という考えがな
10188	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	一丸となって記録の補正に努めること。	マスコミなどの情報から知りました。	今できることをすること。 反省点は、これからはWEB化をどんどんいろんな面で取り入れるべきだと考えます。
10189	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	一刻も早く解決をし、年金制度に対する信頼回復を図らなければならないため、制度、状況等を分かっているOBの方々にさらなる協力を求め「特別便」「定期便」の未調査・回答を終わらせなければならないと考えます。 現役職員のストレス、疲労は限界状況であり、誤り等が発生すれば今までの努力が実らなくなってしまいます。	宙に浮いた年金記録等の報道がなされるまで、社保の記録は正しく、お客様が事実と違う申告(特に女性の方が年齢を偽って就業するケース、事業所担当者による氏名の読み間違い等)により複数の年金記録を持っていない限り特に問題になると考えていませんでした。	お客様の大切な年金情報・記録をお預かりしていると言う意識が欠如していたと思い知らされ、自分ができることを最大限年金記録問題解決に向けようと考え、作業に協力しています。 制度改正、基礎年金番号導入時における広報活動に力を入れておけば良かったと考えますが、自分自身の意識がその当時現在と違い、親方日の丸的な部分があったと思うため、自分を含め職員の自己研鑽ができていなかったこと、職員研修等が不十分だったのではないかと考えま
10190	本庁	その他(本庁)		ひとりひとりが責任を持って、日々の業務を行うこと。 1件の書類の重みを認識すること。	年金記録問題については、その当時の管理の仕方がずさんであったと思われる。今後このようなことが起きてはならない。 問題の存在を知ったのは報道等で。	現在、記録管理部に所属しており、身近な問題として認識し、業務処理については、慎重に行っている。 個人で行う入力業務等については、チェック体制を強化することが必須である。
10191	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません	できる限り国民の皆様一人一人と当時の状況を突合せしながら、整理をしていくこと。	社会全体を騒動に巻き込み、社会保険制度に対する国民の皆様の信頼を大きく損ない、社会保険事業全体のイメージダウンをもたらした。 問題の存在を知ったのは、平成16年の通常国会での年金未納問題での年金個人情報の業務目的外閲覧問題の頃からです。	国民の皆様の疑問・不安を解消し、年金問題の解決を図るよう、できる限り国民の皆様一人ひとりと当時の状況をつき合わせて記録の整備をしていくよう対応した。 個人情報の保護等、法令遵守の重要性をしっかり認識し、自らの行動に反映して国民の皆様の信頼を回復していくことが必要と思います。
10192	地方庁	社会保険事務所長	特になし	年金記録問題は総力をあげ、最重要課題と位置づけ、早く終わらせることが重要だと思います。	年金記録問題については一日も早く、早期解決が決め手の問題と認識していました。ほぼ2年ほど前だったと思います。まだ民間の企業にいたころだと思います。	社会保険庁の負の遺産ですが、全員で使命感を持って対応した。業務センターに送っていたものが戻ってきたり、時間だけがかかっていたことが、お客様に対してたいへん失礼なことをしていたように思います。旗を振っているところが適切な指示ができなかったことが大きな反省点として挙げられると思います。
10193	地方庁	社会保険事務所長	ありません	(6)についてはありません。	年金記録問題が取り上げられるまでは特に意識していませんでした。 記録問題について詳細を知ったのは、問題が取り上げられた平成18年から19年頃です。 年金記録問題については、国民の年金額や年金行政に対する信用等に関係する重大な問題であり、オンライン切り替え時や普段の業務の中での記録に関しての重要性の意識不足や、被保険者・事業主等への年金番号の重要性、正確な届出の徹底や広報等の不足もあったのではな	社会保険庁、社会保険事務局の指示の元で自分のできることを精一杯やること。 業務を行う中で、記録の誤りは重大であるという認識の欠如、また被保険者・事業主への年金番号の重要性、正確な届出についての徹底不足、届出に対しての確認不足もあったのではないかと感じます。
10194	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在やっているように記録と本人記憶の突合せを行うのが、時間はかかるものの最も確実な方法だと思います。 ただ、台帳自体残っていない為確認のしようがない方については、国が納付していないことを証明できない場合は、申し立てに基づいて記録を訂正するしかないのではないかと思います。	マスコミ報道が盛んになったことで、問題が存在することを知りました。 それまでは、裁定手続きの際に記録を全て確認・統合するので、厚年取得の際等に未統合手番が見つかれば統合していたものの、基本的には複数の番号を持っていても問題ないとの認識でした。 納めていただいた保険料に対して年金をお支払いするという、最も根幹の部分が出来ていなかったことは非常に情けなく、国への信頼を損なわせる重大な問題だと思います。	適正な記録に基づいて適正な額の年金を受け取っていただくよう、窓口での説明や内部処理を迅速に行うよう努めました。 今回の問題の背景には、加入から支払いまで40年程かかるという制度に甘え、「いずれ訂正すれば良い」と先送りにしてきた無責任な体質と、本庁と地方事務所、更には事務所間での機携不足があると思います。これらの点、及び国民への制度の周知徹底を行った点が反省点として挙げられると考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10195	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	・未整備となっている記録(事業所整理記号が0000－0000となっている記録や力セット未開封の記録等)が存在することにより、調査が難しくなってしまったり、場合によってはそれによって本人の記録に結びついていない記録が存在してしまっている可能性が考えられるので、それらの記録の整備を早急に進めるべきであると思います。 また、現在の年金制度やシステムは国民がこちらの期待するように行動(就職・退職の際には必要な手続をする。年金手帳をきちんと保管し、1つの基礎年金番号で手続をする。免除制度等の情報を積極的に得ようとする等。)してくれた時に初めて成立するようなものになってしまっていると思います。ただ、現実はすべての方がそのような行動をとるわけではないので今回のような問題が発生してしまったと思います。今後は、届出を受けなくても記録管理を行えるような制度・システムを作っていくべきであると思います。(具体的な案は思い付いていません。すみません。) また、制度が複雑すぎると思います。	はっきりと何時だったかというのは覚えていませんが、この問題が大きく報じられる前から未統合の記録が存在していることは知っていました。(5千万件もあるとは思いませんでした。)その当時は、何かの手続で来所された際に氏名検索で未統合の記録が出た際には「何か抜けてる記録はありませんか」という問いかけはしていたと思います。また、最終的には年金を受給する際に確認されて、本人の記録として統合されるであろうという認識でいました。	当時は「抜けてる記録はありませんか」という問いかけをしても「ありません」と言われればそこで話を終わらせて、それ以上深く話をしようとはしませんでした。今思えば積極的に記録をつなげようとする意識が欠けていたと思い反省しています。
10196	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		10年ほど前、厚生年金の期間調査を担当していた時、名簿台帳と相違していたり、名前が収録されていなかったり、なんでこんなに整備されていないのだろうと思いながらやっていました。 思っていても同僚とこんなんでいいの？と話す程度で諦手にやることも、どうすることもわかりませんでした。	機械移行をした時に、いい加減すぎたのでは。 その後でもこんなことがあることはわかっていたはずです。なぜ見ないふりをしてきたのかがわかりません。 その後でも着々と整備していけばこんなに大きな問題にはなっていないと思います。 台帳から機械への移行時、基礎年金番号発足時にもっと記録整備を重点的にしていかなければいけなかったのだと思いました。
10197	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	分からない	マスコミが年金問題について取り上げ始めたころから、年金記録問題と意識した。	マスコミが年金問題をとりあげて、電話や来客での問い合わせが多くなり、開庁時間内は電話と来客の対応を優先にしたため、本来の担当業務が出来ず、毎日長時間に渡る残務整理に追われている状態が続いている。 年金制度が始まった当時からすべての年金制度の加入について、一つの番号(基礎年金番号)での加入という扱いにしていれば、少しは年金問題も少なかったと思う。
10198	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	年金制度が出来てから67年が経過をしており、短い期間で全ての解決を図ることは、かなり難しく、また解決を図るためには熟練した職員で対応する必要があると思います。国民の皆様にも理解をいただく中で、じっくりと腰を落ち着けて解決を図っていくべきではないかと考えます。	昭和61年の基礎年金導入まで、国民年金と厚生年金を別々に運営していたことから、二重加入や重複期間が多く存在していました。また、厚生年金加入者で、転職するたびに厚生年金手帳の新規払い出しを受けている被保険者も多く存在していました。そのような存在を知ったのは、新規採用時に適用課に配属されたことから、昭和51年に採用されて直であったと思います。	出来る限り被保険者や受給者の方に制度の説明をしてきたつもりですが、結果的にはあまり貢献できていなかった思っています。平成11年の過去記録のお知らせを行った時点でも広報が不足していたこともあり、被保険者の方々からの回答がほとんどなされなかった記憶があります。 あの当時もっと広報も含め力を入れていたらと、思っています。
10199	地方庁	その他(社会保険事務局)				
10200	本庁	その他(本庁)	特になし。	できるだけ速やかに、今受け付けている再裁定を処理すること。 そのために長期的かつ具体的な計画を立てること。	整っていない記録が存在することは、、この職場に入って記録を扱う課に所属されてからたびたび感じていたが、名簿やマイクロをから確認することができるので基本的に問題はないと認識していた。	今、自分にできることを精一杯することと考えて期間照会や再裁定支援にあたってきた。再裁定処理を最初に溜め込んでしまったことが何より反省するべきことと考えています。
10201	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般的に知られていること以外分かりません。	解決に向けて、通常業務とは別の専門チームをつくるなどの人員増。	年金記録が正しくないのは不利益が生じるので、早急に解決しないといけない問題として認識していた。 存在を知ったのは、マスコミ等で報道された頃です。	早急に対応しないといけない問題と認識していたので、積極的に取り組みました。 基礎年金番号導入前の手番の統合作業が受身だったこと、確認作業にしても調べ方等対応に差があるのが反省点だったと考えています。
10202	地方庁	その他(社会保険事務所)		今後の防止策となると別の話になりますが、今すでに起こってしまっている問題は1件1件の積み重なりで大問題になっているのであり、とにかく人と時間をかけて1件1件を丁寧にあたっていくしかないと思います。1件1件の解決を積み上げていくこと以外に全体の解決の方策はないと思います。 そして単に人を増やせばいいという数の問題ではなく、せっかく増やした人材を育成していくことが重要だと思います。記録の調査や、そこから再裁定までできちんとつなげていくには高いスキルと深い年金の知識が必要です。集中的に今の問題を片付けていくことはもちろん大切ですが、早急にやることを重視しすぎるあまり、肝心な内容の確認が必要なレベルに追いついていないのではないかと思われてなりません。確認不足により他人の手番を統合してしまったという話も聞いたりします。 記録問題にあたる充分な人員の確保とともに、その育成にもっと力を入れる必要があるのではないかと思います。そういう意味でも、機構になって採用される准職員や特定業務職員等の契約更新回数の一律的な制限は、先のことを考えるととても心配です。	平成19年と20年は丸2年間育児休業で職場を離れていましたので、全国的に大問題として取り上げられた時はテレビ等の報道で知りました。 それ以前にも未統合の手番がたくさんあることは知っていましたが、ご本人が番号を持っていたり会社名を覚えていらっしゃれば、氏名索引等で出てきた記録と一致することを確認して統合していけるものだと思っていました。 しかし、今回の問題の発覚で、氏名・生年月日などが入っていない手番がこんなにたくさんあり、また、WMにデータすら入っておらず紙台帳でしか残っていない記録が山のようにあることを初めて知って愕然としました。そして自分が今までそのことを知らずに仕事をしてきたことに大きなショックを受けました。	今まで記録の調査にかかわる仕事は直接担当したことはありませんが、年金相談や年金裁定に携わる中で、氏名・生年月日・性別などが相違していることはあるにせよ、すべての記録がWMに収録されていると思ってやってきた私のこれまでの仕事のスタイルは、当然に今までとは全く違うものになりました。 今までだと、お名前から可能性のあるあらゆる読み方で検索したり、お客様のおっしゃる会社を検索してその名簿を見たり、WMでできる限りのことをやっても出てこないときは、多分年金に入ってなかったんだろうなと思いつつ期間調査を受け付けていましたが、今はまずお客様のお申し出を全面的に信用して、ご納得いただける回答ができるよう徹底的に調査しなければならないという思いでお受けするようになりました。 この問題の反省点としては、まず"過去の現場のスタイルとして、記録については年金請求時に確認すればいいという認識や、ご本人からお申し出がない限り調査しないという実態があったと思います。そして最大の問題点は社会保険庁がこれだけの未統合手番や未収録の紙台帳記録があることを認識しておきながら、何の手立てを取ることもなく長期間放置し続けてきたこと、またそれを公表することもなく、国民の皆さんのみならず現場の多くの職員ですらその事実を知らな
10203	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	現時点におきまして、年金記録問題における記録照会等たくさんの業務が山積しております。我々社会保険職員がその問題に集中的に取り組むのは必須でありますが、より早急に問題解決するためには、たくさんの年金知識を持つ方々の協力(お願い)が必要ではないかと思います。数の力は絶対だと思いますのでそれにより年金記録の整備等早急解決に向かうのではないかと思います。	平成19年6月に5000万件の年金記録問題の頃だと思います。私は直接在籍した頃はありませんが、全く知らなかった事とはいえ、国民の皆様の大切な保険料が納付されていなかったり、本人様の記録が他人の記録に入っていたり、信じられない思いで現社会保険職員として申し訳ない気持ちでいっぱいでした。	我々社会保険職員が一丸となって正しい記録を整備し、何よりも国民の皆様の信頼を取り戻さなければなりません。一度失ってしまった信頼を回復させるのは容易ではありません。しかし、年金制度は信頼があってこそ初めて国民の皆様に納得をしてもらえる制度であると思っております。個人個人の力は微力でありますが、国民の皆様一人一人に対し信頼していただけるよう丁寧に説明をし、信頼回復に向けて取り組みたいと思っております。
10204	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	1件1件記録の照合作業を行なうことしかないと思います。したがって、ねんきん特別便、ねんきん定期便等、あらゆる機会を捉えて、ご本人に確認を行っていくことが大事と思います。	まず、年金記録問題については国会等での指摘により認識しました。 私は平成元年頃に社会保険事務所で健保・厚年の適用業務及び年金給付業務に従事したことがあります。その時は厚年と国年は別々の手帳記号番号でした。したがって、年齢がいった方でも厚年の新規取得はありえますし、本人が会社に年金手帳を持っていないと申請すれば会社からは新規取得で届書が提出されます。 また、厚年と健保は一緒の取得ですから、適用の届けが処理されなければ健保証も発行されないこととなります。 このような制度の状況であれば、当然1人で複数の年金手帳を保有することはありえることでした。したがって、1人が複数の番号を保有しているということは制度上の問題であって、当時からこのことが年金記録問題だという意識は全くありませんでした。 その後国会等での指摘により、ずさんな事務処理も判明し、それ以降年金記録問題として認識するようになりました。	当時、年金給付業務に従事していた際は、上記の状況を踏まえ出来るだけ時間をかけて本人申請の記録を全て調査しました。時間をかければ当然年金の支給時期が遅れるわけですが、1～2ヶ月かけて調べた人もいたことを記憶しています。 なお、適用の段階ではあくまでも本人申請ですから、本人が前の会社を今の会社に言いたくない場合等、どうしても新しい番号で適用しなければなりません。番号を持っている可能性のある場合、会社の方に話をしますが本人が否定すればやむを得ないことです。 また、昭和17年当時にコンピュータがこれだけ発達するということを予想して業務が行えたとは思えません。また、戦争で相当混乱している中で、亡くなった方も相当いるはずです。そのような状況のものまでずさんな事務処理の中に含まれ年金記録問題として扱われることには抵抗があります。 また、ずさんな事務処理については、問題は労働組合活動による原因も相当な割合を占めているものと思います。 なぜなら、労働組合が労働条件を縦に、本来の国民に対するサービスを後先するのでは無く、いかに業務を増やさないか。それが結果として仕事に対する1人1人の意識が低くなり、出来るだけ楽に仕事をするような体質になってのではないでしょうか。 社会保険職員は全国で1万6千人います。1人1人がきちんと自分の仕事をこなしていけば(いれ
10205	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	通常業務と年金記録(照会・回答等)業務は、事務所から完全に分けて取り組む。 記録問題専任で人員増する場合は、一定数の経験者を投入しなければ処理は進まないと考えます。	制度の根幹に関わる問題であると認識しています。 問題が表面化した時、(事務処理上、個々の案件で問題ありと感じたことはあったと思うが、何時頃の事かは覚えていません)	年金請求時迄の数十年間、本人が加入・納付記録を十分に確認していない。また、こちらも、申請・請求主義という事で、請求時迄に記録整備すればよいという考え方のため、本人に定期的に確認をしてもらわなかった点。 国民年金の収納事務を国に引き上げた際、区市町村保有資料の廃棄を認めた点。
10206	地方庁	その他(社会保険事務所)				
10207	地方庁	その他(社会保険事務所)	ございません	解明が必要だと思います。 本来受け取るべき年金を受け取らずに、いるということはなくすべきです。	申し訳ありませんが、認識をもっていませんでした。 報道により問題を認識しました。	受給者、加入者の方の立場に立った対応をしようと思いました。 申し出主義、申請主義で、こちらからの発信が少なかった点が反省点です。 特別便を送るとか定期便を送るといった発想は昔はなかったと思います。
10208	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	世間一般に報じられている問題以外存じません。	問題の解決にあたっては、できる限り短期間で問題解決を図らなければならないため、現在のシステムが変わらないのであれば大量のマンパワーを投入し速やか似処理すべきと考えます。	老後の生活の糧となるべき年金記録がずさんな管理体制にあったことに驚き、 過去からの社保庁の大甘な体質に憤りを感じました。 問題の存在については、報道等により知りました。	社保庁が変わろうとするすべての行動に賛同し自分自身も変わろうと思いました。 反省点としては労組と社保庁の馴れ合い体質が最大の反省点と考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10209	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金の適用については、すべて事業主の責任により届が提出されるため、制度に対する事業所の認識不足、誤認などにより適正な届出が行われていない場合も多数存在するようにみられます。	度重なる法改正などにより制度がかなり複雑になってきているように思われます。思い切った制度改正を行い、事務処理のシステムも大幅に見直す必要があると思われます。 年金定期便は被保険者の納付記録の確認だけでなく、年金へ対する意識の向上を促進させるという効果も生み出していると思われます。定期便を受け取った被保険者からの照会には、「標準報酬が実際とは異なっている。」、「実際の退職日と異なっている。」などといった反応がみられます。過去の記録については、申し出を頂き調査していく、第三者委員会に判断を委ねるという方法をとっていくことになりますが、今後このような問い合わせが起こることのないような制度作りを目指していかなければならないと思います。例えば、厚生年金適用のさまざまな手続に際して、事業主に一任ではなく、被保険者もなんらかの形で関わることができるような仕組みを作っていくようにすれば、今後の記録の漏れや不備といった問題は、激減できるものと思われます。 また届出のワンストップサービスといった、簡略化も進めていくべきだと思われます。例えば雇用保険の離職の手続を行えば、厚生年金の資格喪失も連動するような仕組みを構築すれば、社会保険職員による不正など介在する余地もなくなるわけです。他省庁や地方自治体との連携を推進し、被保険者の情報の共有化を進めていくことも重要であると思われます。		
10210	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません		大変重大な問題であり、早期に解決しなければならない問題だと思います。	本庁の指示に従いマニュアルにそって対応してきました。
10211	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません	—	年金記録問題については、当時の広報等により確認。 国が記録を正しく管理するのは当たり前のことであり、国民からの信頼を大きく損なう問題であると認識。	・国民からの信頼回復に向けた、誠意を持ったお客様対応に心掛けるとともに、一人一人の意識改革を図るため、上司と部下のコミュニケーションの活性化に努めました。 ・国民の視点に立った当たり前の業務が行えていなかったこと。
10212	地方庁	その他(社会保険事務所)	基礎年金番号の切入について 従来から事業主からの厚生年金保険資格取得届提出の際は、年金手帳等の記号番号の確認をするよう事務処理要領になっており、要領に従い確認していた。事業主及び被保険者の年金制度に対する認識が十分でなかったため被保険者各自が持参している年金手帳等が提出されず記録統合が遅れたため、今回の記録問題になったと思います。	基礎年金番号の確認を十分行うこと。	事業主には被保険者に過去の年金制度の加入状況を確認するように周知を図っているとの認識があったので、当時は特に気にすることはなかった。	基礎年金番号を年金制度発足の早い時期(平成9年度以前)から導入すべきであったと思います。
10213	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	マンパワーによる年金記録問題解決専門セクションを増設し、集中的に検索・照会・調査業務を都道府県単位で実施すること。	過去に遡るところから、オンライン導入前の紙台帳について、きちんと精査をせずにオンライン導入をしたことが、年金記録問題の端を発した一番の原因であり、問題であると認識している。当時、野党であった民主党が国会において、年金記録問題の追求により知った。	とにかく、本庁の指示に従い、年金記録問題の解決に向け、お客様ひとりひとりから事情聴取して精一杯の対応(検索等)してきました。 反省点は(7)の対策が、なぜ、すぐに発動できなかったのかという点です。 平常業務に加えて、ひとりひとりの職員が年金記録問題の解決に向け、対応をすることは、解決にかかる時間が最低2倍以上要することは自明のとおりであることを誰もが認識していたはずではなかったのではないか。
10214	地方庁	その他(社会保険事務局)	年金記録が見つかっても、年金に結びつかないケースが見受けられます。特に、昭和36年3月以前に1年以上厚生年金に加入し、昭和36年4月以降短縮規定により国民年金の通算老齢しか受けていない方は、受給権が発生しないのは、おかしいと思います。短縮規定はそもそも、制度発足時年齢が高齢なため、25年を満たすことが困難な人ですから、短縮規定の年数をクリアしていれば、年金を支給するのが当然と考えます。	法律改正を望みます。	年金番号は、各制度1番号ですので、被保険者の人が自覚をもち転職の際、事業所に届出をしていればほぼ、今回のような事は起こらなかったものと思います。もし、年金手帳を亡くしたとしても、再交付という手続きがありますので、調査は可能だったと思います。基礎年金導入時に本人回答の上、統合したのでかなり、改善されたと思っていました。その際、記録について相談を受け大量に処理したことを記憶しています。 ただ、若いときの年金に興味のない人や、転職が多いひとは、二つ以上の年金番号を持つケースがあり、制度が始まった当初から戦争をはさみ、このような大量な宙に浮いた年金を生み出したものと思います。機械化されてから地方でも検索が可能になり、改善されたとはいえ、機械化になり22～23年のことですから今回の問題は、整備される良い機会だったと思います。、一方的な批判が多く、精神的にかなりまいりましたが、今後の事を考えると記録が整備され良い方向へむかうものと期待しています。	年金相談時及び、年金請求時には特に、最終学歴を聞きしその後の職歴を確認し、あいた期間があるときは、「ここの間はどっかお勤めされてましたか？」と、記録が漏れないようしてました。年金請求時に確認すれば、これまでの記録管理を考えるとある程度問題がないと思っていました事が反省点ですが、個人としてどう動けばよかったのか今考えても不明です。
10215	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	新聞報道にもありましたが市町村(自治体)の協力を求める。(個人特定につながるデータの提供等) 消えた年金記録について第三者委員会ではなく、事務所で認定できるよう基準を定め事務所で認定作業を行う。 再裁定処理に時間がかかりすぎているため、これを事務局レベルで処理できるようにできない	「宙に浮いた年金記録5000万件」との新聞報道で初めてこの問題を知りましたが、大変驚き、信じられない、国民の信頼を裏切るような大変な問題だという思いにかられました。その後、次々と報じられる消えた年金記録、標準報酬の改ざん等新聞記事を見るたび、そんなこともあったのかと驚き信じられない思いでした。	この問題を真摯に受け止め、信頼回復に向け、まじめに、誠実に、丁寧に対応していこうと思いました。 反省点 ・大切な年金記録を扱っているんだという職員の認識不足 ・年金記録の管理が杜撰であったこと ・年金加入記録を確認してもらえるよう通知等を行ってこなかったこと
10216	地方庁	その他(社会保険事務所)	新たに記録が見つかった事により年金額が増額になるケースはマスコミ等で報じられておりますが、減額になるケースはあまり周知されていないと感じます。未統合記録の中には、統合により年金額が減額される加入記録も含まれていると思います。正直に申出を行っていただき、5年分の年金額を返納している方がいる一方で、「減るのなら記録は統合しなくても結構です。」という方がいるのもまた事実です。個人的には不公平だと感じます。	「適正な年金額を支給します」と公言している以上、減額になる方についても公平な対応を行うべきだと思います。そのためにも、組織としての明確な方針を示すのはもちろん、並行して法整備も必要になると思います。(未統合記録判明の場合には、平成22年4月以降の分から減額・返納の対象にするなどの特例法にて) 「組織全体の明確な方針(これをしなさい！)」があると無いのでは、個々の職員の対応が全く異なってくるのではないでしょうか。	平成16年4月新規採用に、国民年金適用業務に従事していた時から問題を認識しておりました。 マイクロフィルムに収録されている納付記録とWMの記録が明らかに相違する事例に遭遇することがありました。未統合記録については、あまりにも件数が多いので「裁定請求時に記録整備を行う」と聞き、「そういうものか・・・」と納得しておりました。	国民年金納付記録についてはマイクロフィルムまたはWMで収録されている記録のうちいずれか有利な方向で課内で検討のうえ記録整備を実施しました。未統合記録については、来所されたお役様からの聞き取りを通じてできるだけ統合するように努めました。記録整備を行うにあたっては、現在のように明確な基準やプロセスが無かったため、経験・知識が豊富な上司に確認をしながらその都度対応しておりました。 反省点としては、きちんと示された記録整備のガイドラインが無かったため、どうしても個人の知識・経験・勘に頼らなければならなかった事があげられます。「裁定請求時に記録整備を行う」にしても、相談窓口で実際に対応にあたる職員・非常勤職員により対応はバラバラだと感じました。組織として記録整備・期間照会にかかる全国統一の基準を全体に示したうえで、全職員に実施を早期から徹底させていれば、ここまで問題は大きくならなかったと感じます。
10217	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	なし	問題になっているのを知ったのは、恐らく平成16・17年頃国会でのやり取りがマスコミ報道されるようになってからのことだったと思います。 当時は、ただ漠然と所在不明な記録が数多くあることが問題視されていましたので、転職を繰り返した方や氏名・生年月日の不一致などで、記録統合できないのだろう、あって不思議では無いなどと思っておりました。	後に、局内で全事務所の払出簿(厚年)の写しを業務センターに送付したり、センターから送付されたリストに基づき、調査・入力する作業があったのですが、可能な限り積極的に携わるように努めました。 上記のような、初歩段階の記録調査・訂正作業がまだ終えてない段階から、お客様へ特別便が送られていたように感じました。 結果、お客様に混乱とご迷惑を与えてしまった気がします。
10218	本庁	その他(本庁)	特になし	システム開発、人材育成	組織で取り組むべき重要課題	再裁定の効率化 システム改善、人材育成を進めていくべき
10219	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	基本的には、基礎年金番号に登録されていないすべての記録について、本人特定のための調査が必要ですし、政府としてもそうすべきとは思いますが、そのために要する投用の費用対効果や事務費、また戦時中の戦災等における記録の消失により、本人からの申立てがあっても本人の記録を見つけられないことも現にあることから、一定のラインをつくり、政治判断により一律救済を図る必要はあるのではないかと思いますし、それによって問題の収拾をはかることも必要ではないかと思います。	基礎年金番号が導入された当時、基礎年金番号に未登録の手帳番号記録を健康保険・厚生年金保険の資格取得届に添付され提出された年金手帳により統合処理をしていた際に、手帳番号記録の中にいわゆる「名無し」の厚生年金記録があり、そんな記録が存在することを初めて知りました。ただ漠然とした思いでしたが、「こんな記録が沢山存在すれば、大きな問題になるだろうな」と思いました。	年金給付事務を担当したことのある先輩や同僚の方々も、そのような「名無し記録」が存在することを以前からから認識していたようで、自分や周りの同僚も基礎年金番号の導入により社会保険庁として積極的に未統合記録の解消を図るものだと認識していました。しかし、現実的には、本人からの申し出による記録統合しか行われず、また、積極的に統合処理を図るための広報(テレビなどのマスコミを利用した広報)や具体的な業務上の指示も行われませんでした。自分としては、やはりこの時に厚生省や社会保険庁(特に施策の企画立案部門)が重大な問題と認識して、積極的に予算確保をしたうえで、能動的な統合処理対応ではなく、こちら側から被保険者に連絡をとって統合処理を進めるべきだったと思います。
10220	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金記録問題については、一連の報道等でも広く周知されていると思います。加入期間について被保険者から照会があった際に、索出が容易にできるようなシステムが必要と考えます。	平成19年3月頃に年金未納者から、5000万件の問題が出ているとの話があって初めて知り、基礎年番導入後の過去記録調査においても、未統合となっている手番が多く存在しているのかという認識であった。	厚生年金については、基礎年金番号導入前に、一人の被保険者に対して複数の手帳番号が付与されたことや、資格取得の際に正確な氏名、生年月日が届けられていないこと等があると思います。
10221	地方庁	その他(社会保険事務局)	国民年金3号同様、国民年金任意加入中に厚生年金等の記録が追加された場合、厚生年金等の記録喪失後、国民年金任意加入は復活できないということ。	制度自体が改正されない以上、お客様に対してそれを説明することしかできない。	事務所のおいて厚生年金の適用業務を行う中、手番があると思われる方であっても、記憶にないということで新番を払い出すなかで、年金請求等の際記録をひとつにまとめることがたいへんであろう感じていた。	できる限りご本人の記憶をさかのぼっていただくよう対応するようには心がけるものの、記録問題が発生したのは、お客様側の年金に対する意識の薄さもひとつの要因であったと思うので、年金制度への理解・興味を十分にもってもらうべく学校教育から力をいれるべきかと思います。 年金が魅力ある制度とするためにも、現場・国民の意見を十分に反映したものとしてほしいです。
10222	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。	基礎年金番号制度導入以降、統合処理がされていない手番が存在することは認識していましたし、この未統合の手番については、年金受給時の記録確認及び加入記録の確認申出等の相談の時点で解消されていくものとの認識でした。 しかし、厚生年金の報酬記録改ざんや国民年金の納付記録がなくなっているなどの問題はねんきん特別便に関する相談を受け、その調査結果等により初めて認識した問題でした。	平成18年6月から国民年金課に配属され窓口・電話等でお客様と接する機会には、その方の過去の加入記録の確認を行い記録統合処理のご案内や処理に努めてきましたし、年金記録問題としてとりだたされて以降は更にその意識を強めてお客様対応を行っています。 年金記録の管理が不十分であったのでないか、お客様が自身の年金記録を身近に確認してもらう仕組みではなかったのではないかという点が反省点と考えます。
10223	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に存じません。	記録問題専門の機関をつくり日本年金機構、市区町村の協力のもと本人や家族、事業所の関係者などに情報提供をお願し、記録を探していくのがよいと思います。	国民年金・厚生年金について収めた期間が請求できていない問題。 原因としては紙台帳からオンライン入力する際の誤入力や元々の資格取得の際の氏名、生年月日等の記入誤りによる未統合、厚生年金喪失日の月末喪失日による未納期間などがでてしまう問題。 問題の存在を知ったのは平成19，20年ごろだと思います。	特別便の窓口支援などでお客様からの記憶やお話からWMによる事業所からの検索や氏名の読み方、生年月日に幅をもたせて検索するなど、誤って入力等されている可能性を考え対応するようにしました。 反省点としては、まず紙台帳をもっと丁寧に記入する必要があったと思います。また、オンライン入力する際のチェックについて甘いものだったのではと思います。 年金請求時の本人からの聞き取りをもっと細かくするべきだったのではと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10224	地方庁	社会保険事務所課長級以上	マスコミの報道により初めて知った事実もあるくらいです。既に公になっている事以上の事はわかりません。	様々な抽出方法の対象者に対して文書を送付しても、未回答の方がまだかなりいらっしゃいます。自治体の広報・公共の建物や交通機関内での広告・テレビ等マスコミを通して今一度申出していただくよう周知が必要だと思います。 また、フォローアップについては今回市町村の協力を求めましたが、国年関係に限定すれば元々記録問題は社保庁だけの問題ではなく、かつて現年度の保険料を取り扱っていた市町村の責任に帰する事が多々あります。少なくとも国民年金については市町村の任意の協力というよりは義務としてこの問題に取り組んでもらうべきだと思います。	当県で国民年金事務がオンライン化されたのは昭和60年4月です。59年には準備作業として台帳記録の切り替えを行いました。膨大なデータを切り替えの帳票に記入していく作業はその後のチェックでも万全ではなく、今後の事務に少なからず不安を覚えました。 大規模な記録問題となるのではないかとの懸念が強まったのはその頃ではないかと思われます。	(8)の当時の事ですがオンライン化された記録に誤りがあるのであればそのデータの元となった台帳は全て保管しておくべきだと思っていました。ただ、社保庁の方針によらないであくまでも保管を範囲に主張するというのは当時の自分にはできなかったと思います。そのためオンライン切り替え後は自分が担当した被保険者の記録についてはマイクロとオンライン記録を突合したり、市町村から社保記録との不突合で照会がきた場合はできるだけの調査をしていました。 (今回の記録問題が起きるまでの社保庁の対応に関する反省点) ①国民年金について 社保と市町村の台帳を全数保管し、現在行っているオンライン記録との突合をしなかった事。 ②厚生年金について オンライン化されていない記録がそのままになっていた事。 ③氏名索引で本人のものと思われる記録が出てきても本人の記憶が詳細でないと本人のものとして認めなかった事。
10225	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし。	被保険者、受給者のためには迅速な対応が必要。	裁定請求時に記録を十分確認し、漏れがあった場合は、照会し正しい記録で裁定を行う必要があるとの認識であった。	支援はしたが、担当部署ではなかった。 可能な限り事前に記録整備をし、本人の記憶にたよる部分は請求時等、最終段階し被保険者の負担を軽減すべきであると思う。
10226	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	一件一件誠意をもって対応していくほかはないと思います。	裁定請求時に確認すればよいという認識がありました。 期間もれで再裁定になる件は以前からありました。 初めて年金給付課に配属された平成10年頃から、そのことは知っていましたがこれだけ大きな規模であるとは思っていませんでした。再裁定は月に数件だったかと思います。 裁定請求当時の対応がまずかった、との認識でした。 また、単純に氏名検索だけでは出てこない記録がこれだけあることは知りませんでした。 これを知ったのは、年金記録問題が大きくなった平成20年です。	窓口対応時に氏名検索をもっときちんとしよう、と事務所内では話し合いました。裁定時の確認も確実にするようには気をつけていました。 しかしそれだけではとても対応できるものではなく、台帳管理時、電算化処理時のずさんな処理、職員もしらなった台帳の存在など、根は深いものでした。 細かいミスもありますが、それよりも、全職員これがあたりまえという認識でやってきたことが、根本的に間違っていました。組織全体の考え方が間違っていました。 もっと早く基礎年金番号化に取り組んでいるべきだった。 裁定請求時に確認すればよいのではなく、常に正確な記録の管理をしなければならなかった。そう思います。
10227	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	一番効果的であると思われる方策は、特別便未提出者に対して電話等にてコンタクトをとり、一軒ずつ出向くしかないと考えます。ただ、コスト面や人員数的に考えると大規模には行えないのが現状だと思います。そこで、市区町村(郡落)単位での平日18時以降や土日を含めた出張相談(受付)を行うようにできれば、社会保険事務所へ諸事情により来所(電話)できないお客様へのアプローチはできるのではと考えます。ただし、広報等により十分に周知されていないと効果はあまり見込めない気がします。	平成11年当時、国民年金業務課に配属になり基礎年金番号への移合処理をする際に、二重三重に払出されている手帳番号があることを知り、いずれ問題になるなとは認識しておりました。	可能な限りお客様の声に耳を傾け、マイクロ確認や名寄せを行い解消にむけ努力しました。 保存記録等の開示に時間がかかり、調査の長期化が余儀なくされている為、開示を少しでも進められていればと考えます。
10228	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	ひとつひとつ進めていくしかないと思います。	今回の記録問題でとりあげられてから、問題だと認識した。年金受給者の方には、年金請求時に記録をかくにんしていただいていたので、今まで問題だとは思っていなかった。	国民の方からの記録漏れの照会でのお怒りの言葉は、真摯に受け取り親切丁寧に対応しました。
10229	地方庁	その他(社会保険事務所)		入念調査等で、個別に丁寧に対応していく。 年金決定時には特に注意して氏名索引をして、本人にも丁寧に確認する。	基礎年金番号以外にも手番が存在し、中には台帳から機械に正しく入力されていない記録も存在して機械の氏名索引だけでは対応できない問題。 16年10月の年金給付課に配属になったとき。	年金決定時にはいろいろ読み方を替え氏名索引をして、配偶者の記録まで、確認して浮いている記録が有れば統合をしていった。 本人に通知等をして、年金記録を確認の機会があった際に確認が不十分だった。
10230	地方庁	その他(社会保険事務所)				
10231	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。 強いて挙げるならば、既存のWMのシステムでは完璧な記録確認調査及び回答は不可能と思われることです。	国年については、記録照会の処理経験がないためわかりません。 厚年については、 ①被保険者原票照会システム(080)に多数の不備記録があるが、不備をシステム上訂正する術がない。地方庁であるいは本庁への進達で訂正を可能にできないでしょうか？ ②一部の地方の名簿等については、そもそも080に未収録のものがあると思われるため、改善していただきたい。 ③本庁の旧台帳等もWMで確認できるシステムを導入できないでしょうか？ ④他事務所管轄の記録確認作業には、その事務所独自のノウハウがあると思われる。そのノウハウを共有を図るべきと思われる。	いわゆる年金記録問題については、国民生活に直結する重大な問題と捉えています。 H18年度以降、厚年記録照会事務に関わるようになってから、意識するようになりました。	調査については、自分なりにベストをつくしたつもりです。 ただ、多大な調査時間を要し、お叱りを受けたことや、全く見落とした記録がないとも言い切れないことは反省すべきと思います。
10232	地方庁	その他(社会保険事務局)			国民の信頼を失った。3年ぐらい前。	窓口にて年金記録もれについて、少しでも減らすよう対応した。年金記録漏れの件数が多く短期間では処理できない。
10233	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	通常業務の省略化を増やし、その分、全職員で記録問題に対応できるようにする。	18年ごろと思いますが、当初マスメディアの情報を耳にしましたが、加入や納付の記録が登録されていない被保険者がいるとは、想像もしたことがありませんでした。	加入してたのに、記録として結びついていない国民がいる中、相談者に対し記録洩れがないか説明を行なっている。この問題の反省点としては、全国民に対し、毎年記録状況を送付したほうがよいと考えます。
10234	地方庁	その他(社会保険事務所)				
10235	地方庁	その他(社会保険事務局)		市町村と協力して、社保庁では把握できていない情報等を共有し、記録の確認を行うことがいいと思います。	被保険者・受給者に対して不安と不信を与えてしまい、組織全体として責任をとらなければならないと思いました。 この問題の存在を最初に感じたのは、年金給付課に所属していたH10～H14年に、氏名が空欄になっていたり、読み仮名が相違していたことがありましたが、このような記録がこれほど多いとは当事思っていませんでした。	基礎番号導入時の手番確認の徹底がなされておらず、年金請求時まで確認の契機がなかったことが原因だと思います。被保険者・受給者・適用事業所・市町村等との協力、連携を図って一つの番号に統合させることが大事なことだと感じています。
10236	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		現在、事務局では、通常業務をしながら年金特別便の作業をしており、そのため、通常業務に支障をきたすことがあります。年金記録問題は優先的に行うべき問題でありますが、通常業務に支障をきたせば信頼回復にはなりません。専門の職員、謝金等で効率的に行うべきであり、そのための人員を確保していただきたいと思います。	年金記録問題はお客様の信頼を取り戻すうえで、社会保険庁(日本年金機構)が最も優先的に行うための業務だと思います。問題を知ったのは3年ぐらい前です。	問題解決に向け、窓口・郵便等でお客様の相談を受け、記録調査をできる限り行いました。反省点としては、年金記録問題を指摘される前に、どこの事務所でも年金請求時には氏名索引を行い、手番がないかを確認していました。受けの体制ではなく、自ら調査すべきであったと思います。
10237	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道等で言い尽くされていると思うので、一般に知られていない問題というのは存じ上げておりません。	まずは、偏向報道のような「社会保険庁絶対悪」といった考えを改めるような、姿勢を打ち出すべきであります。社会保険庁が悪いということで、われわれも世間一般も思考停止状態にあります。 そこをまず打ち破らないと、何を提言しても国民は非協力的であり、他人事でしょう。	パソコンが無い時代にもかかわらず、壮大な中身の法律を施行せざる社会保険庁の悲劇と、その困難さを意識することなく、漫然と職務を行なった怠慢さが招いた問題。 後から、後から古い記録が出てくることを知ったとき	一億人相手の仕事であり、複雑怪奇な年金制度の前に一瞬の油断もしないよう意識を高めた。 油断をしないという意識が、時にはうすかった。
10238	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし		適用課配属時に、法律改正の標準報酬改定通知を送った際にカナ氏名のみで収録された氏名が相違していると多数の事業所から照会があった。 また、資格記録の照会では、記録の未整備が多くあった。	カナ氏名の相違については紙台帳から機械に収録する際に間違えていると聞いていたので、課として照会のあった事業所に協力してもらい訂正依頼を作成していただき正しい氏名への補正を行なったが、全体としての処理ではなかった。 機械記録の整備については、受給時、相談時や資格照会時にその都度整備していくの認識であったが、今思えばもっと早い時期に段階的でもいいから記録の突合、整備をすすめていってればと思います。
10239	本庁	その他(社会保険事務所)	すぐには分かりません。	統合されていない年金手帳番号についての情報が少ないように思われます。そのため、手帳番号に登録されている月数、年代、事業所の種類、勤務地の都道府県等をおおまかに分類し、その分類毎に解決策を考える。 統合されていない番号が多い事業所に協力を求める。	統合されていない番号があることは、社会保険事務所に在籍した直後に知りました。 解決すべき問題としか認識していませんでした。	年金相談等で来訪した方や、個別訪問の時に、調べる以外には、特に対応をしていませんでした。 統合されていない番号についての情報が少ない。対応が行き当りばったり。組織として問題解決をするための、戦略性及びそれに基づく戦術性がまったく見えてこない。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10240	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金制度のスリム化。現時点では基礎年金番号制度の導入により、以前の制度毎による番号払い出しはないのでこのような問題はないと思われます。	年金記録は年金受給に関わる問題だと認識しています。 記録問題が存在するのを知ったのは平成19年頃だったと思います。	年金記録の問題について、一人一つの年金番号の付番の徹底ができずに同一人物の記録が複数の年金番号で管理され、その結果莫大な記録を管理することになってしまったことは反省すべき点だと思います。年金受給者の方で年齢が若いときに勤めた事業所が特別便により判明したケースがあります。そのときによく言われるのは加入してるとは思っていなかったという意見でした。その当時年齢的に年金に関心がないということもあるかと思うのですが、年金制度そのものが世間にあまり浸透されていなかったということは反省すべき点だと思います。
10241	地方庁	その他(社会保険事務局)	現在の年金記録問題以外は知りません。		マイクロとオンライン記録に相違があり、マイクロまたは本人の領収書により納付が確認できた事例は数件経験し、過去の事務処理に少し不安を抱いたことはありました。 本格的には記録問題がマスコミ等で取り上げられたことにより、大きな問題であると感じました。	記録のもれ等はレアケースと思っていましたが、当時、年金記録問題が全国にクローズアップされたころには、これまで年金業務に携わってきた責任からお客様お一人お一人の年金記録を確認しなければならないし、誤っている記録は正しく直さなければならないと考え、各確認作業等に積極的に対応しようと考えました。反省点としては、やはり、コンプライアスの徹底やチェック体制・機能の強化、第三者機関からのチェック等、内向きから外向きの仕事へ、もっと早い時期か
10242	本庁	その他(本庁)	特になし			
10243	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	特になし	国民の最大の関心事と認識	日々の業務に妥協せず対処しました
10244	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思い当たりません。		大変な問題と感じました。 具体的な時期は覚えていませんがここ5年ぐらいの間ではないかと思っています。	会議等を通じて問題提起や質問をしたような気がします。 社会保険庁の幹部が積極的に問題点を収集しようとしなかったのと、地方からも積極的に問題提起を起こさなかったからではないかと考えます。
10245	地方庁	その他(社会保険事務所)	外国人の適用が厚生年金と国民年金で異なる。理由は厚生年金適用時に登録証などで氏名確認することを社会保険庁が怠っているからです。このことにより現在の年金記録問題に絡いて社会保険庁が今後追及される問題になるでしょう。私は数年前に事務局経由で社会保険庁へ問題提起してきたが、取り上げられることなく残念でした。	とにかくいったん機構の準備とか収納率とか先送りにして全組織挙げて全力で取り組むべきではなかったのでしょうか。それこそが国民の信頼回復につながるのではないでしょうか。	社会保険庁という組織をそのままあらわしているずさんな問題だと思います。	このような問題が再び繰り返されないよう現在行われている外国人の厚生年金適用時の外国人登録証の添付を義務づける等の提案など何回も試みましたが取り上げられることはありませんでした。 社会保険庁で今後反省点として取り上げてください。
10246	地方庁	その他(社会保険事務局)	まだ半年の為、知られていない問題があったかは存じません。	時間がかかる問題が多々ありますがお客様の信頼を回復出来るよう誠心誠意業務に取り組んで行く必要があります。一生懸命取り組んでいればお客様にも伝わると思えます。「日本年金機構」に変わって良くなったと言われるよう職員が一丸となって早期に問題解決を行えたらと思います。	任期付で入った為、在籍期間がまだ半年ですが事務所で働いていた時に様々な事を知る事が出来ました。年金記録問題の存在を知るキッカケはマスコミで騒ぎ出すようになってからでしたが詳しい内容がわからないままでした。実際にどのように消えたのか漠然としませんでした。しかし、国民年金の業務に関わるようになって国民年金の歴史を知り憤りを感じた事もありました。 ですが現在、在籍しているのですから他人事では無く、自分達の問題として職務を全うしたいです。お客様にとって年金は生活の重要な支えであるので責任を持って業務遂行に携わりたいと思っております。	まずお客様を第一に考え迅速に且つ丁寧に接せられるよう取り組んで参りました。何故お客様は怒ってるのかを理解し謝罪するべきは謝罪し、満足出来る解答を提示し納得して頂けるよう努力してきました。 反省すべきは先を見据えた計画でなかったと考えるべきなのかまだわかりません。しかし、問題が起きるのをずっと待つような事はしたくありません。今後の「日本年金機構」では社会の良識と言われるよう変えていきたいです。
10247	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	まず、現時点において国民の皆様の信用が失墜し、社会保険庁や年金制度に対して不安を抱いている方が多くいらっしゃるので、その不安等を取り除いていくことが信用の回復につながり、この問題への解決にもつながっていくことになると思います。 よって、その不安等を取り除く方法といたしましては、現時点で「ねんきんダイヤルに電話をかけてもつながらない、不親切にされた」や「再裁定に要する期間が長すぎる(特に難しい再裁定の場合)」の苦情が寄せられているので、その問題点を解決するためには、人員の増員と記録照会&突合システムの開発が不可欠と考えます。 しかし、人員の増員と申しましても、ただ派遣労働者等の人数を増やすだけでは、過去のパンチミス等の過ちを繰り返す恐れがあるので、その人員の人材育成強化及びOBの方の活用が有効ではないかと思います。システムの開発については、現段階でも進められているので、そのシステムの早期開発が大切だと思います。 最後に上記の方策すべてに言えることは、職員が一丸となって取り組んでいくことだと思います。	この年金記録問題については、国民の皆様の信用を失墜させ、年金制度の根幹を揺るがす重大な問題として認識するとともに、この問題の解決なしに再び国民の皆様の信用は得られないと思いました。 また、私が年金記録問題を認識したのは、この職場に入ってすぐに報道などにおいて、この問題をとりあげられたときに知りました。	年金給付部門に現在いる者として、当たり前のことではありますが、お客様の相談に対して真摯に対応し、より丁寧にわかりやすくご説明するとともに一件一件を大切に対応することを心がけました。 反省点については、制度や運営上において、やはり年金記録を紙台帳から機械化する過程でのミスや基礎年金番号制度が導入された際の手書の未統合があり、そのミスについて是正することに力を入れてこなかった点が挙げられると思います。
10248	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	人員を確保し、少しでも早く記録の調査結果を回答を送付する。	実際記録問題(国年)の調査を担当していて、最優先にすすめる課題であるものと感じ、調査を担当することとなった平成20年1月から記録問題に対する重要性を感じた。	調査内容を入念におこない、かつ少しでも早く調査を出された方に回答を送付するよう対応した。
10249	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	現行の制度のままであれば、年金記録問題は永遠になくならない。 現在、事業主に届出義務が課せられているが、時効になってしまった育児休業や資格関係届があるため、いつまでたっても記録問題がなくなることはない。	届出義務と保険料の納付を国民年金と同様に被保険者にすべきである。 事業主は、従業員に係る保険料の折半分相当を納付することとする。	年金記録管理のずさんさ、記録管理が番号、氏名、生年月日だけで管理できるのか不安であった。 この職場に採用されて業務第一課に配属された時(昭和56年)	対応の仕方がなかった。 せめて、当時の住所を紙台帳に記載すべきであった。
10250	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていることなのかもしれないが、受給要件に期間が足らないため、任意加入期間の未納期間を取り消しして、カラ期間に充てたりする事例を見かけたが、60才からの高齢任意加入で期間を獲得できるのに、または期間が足りないために高齢任意加入して納付月数を獲得しようとする事例があり、公平ではないなと強く感じた。	私が学んでいなかったので、確認したいところである。		
10251	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に思い当たりません。	基本的には地道にひとつずつすべての台帳等を確認していくしかないと思う。 他には退職者も含めて当時の担当等の経験者を記録確認のグループに配置するなどの有効的な人員配置等を行っていくこともよいと思う。	正直ここまで社会的に問題となるほど確認できない記録が存在するとは思わなかった。かけていただいた保険料が年金給付に結びつかないということはあってはならないことであり、早急に解決しなければいけない超重要課題だと認識しております。 そのような問題が存在するかもしれないと知ったのは5年前に国民年金課に異動した時でした。ただその当時は基礎年金番号が統一されずにいる状態でも給付を受ける時は必ず記録の調査を行うのでそれほど問題ではないと考えておりました。ただここまで膨大な記録が宙に浮いているとは思いませんでした。	お客さまから保険料をいただいて制度が成り立つということをさらに強く意識し、自分にできることを日々精一杯に業務に取り組んできたつもりです。 問題に対する反省点としては年金制度自体が複雑化しすぎたなど制度上の問題が大きいと思います。 それとやはり職員の意識の甘さの問題が一番だと思います。十分反省し信頼回復に向けてとりくまなければいけないと思います。
10252	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	通常業務に影響が出ると住民サービスの低下等をを招く恐れがあるので、プロジェクトチームを作成し、集中的に業務ができる体制作りが必要だと思います。	国民が受給する年金額への影響は勿論だが、社会保険と国民との 信頼関係を失墜させる大変重要な問題だと思います。 19年度に入ってからだと記憶していますが、以前厚生年金の期間照会事務に従事していた時から、オンライン上の記録管理について多少疑問を持っていました。	国民の信頼を取り戻すため、年金記録問題を早期に解決できるよう支援しました。紙台帳の管理状況やオンライン化に伴う切替時の事務処理や基礎年金番号化の手番未統合等様々な要因は考えられますが、被保険者や年金受給権者からの申し出がないと正確な記録が把握できないという点も問題だと思います。
10253	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		このような問題を認識したのは平成19年頃でそれまではこんなに益的にも多いとは思いませんでした。	特別便の処理等で正常な記録になるよう対応してきたが、すべて適正に処理できているか確認することと、すべてにおいて処理のスピードを早めることが必要。
10254	地方庁	社会保険事務所長	知らない	時間はかかりますが、粘り強く1件、1件各個人にあたっていくしかないと考えます	昔から年金手帳の番号を数枚持っている人が存在するのは承知していたが、 基礎年金番号導入時において整理されているものと認識していた 年金記録問題が報道されるようになるまで知らなかった	個人、個人が対象であるため、莫大な時間がかかるが、各社会保険事務所で1件、1件あたって解決していくしかないため、戸別訪問、電話、文書により対応してきた 年金特別便の回答書の受け取りについて、東京に一括して回収し、後になって対応をお願いするということで、社会保険事務所におりてきたが、最初から社会保険事務所での回答書の受け取りはできなかったのかできていれば、少しでも早く対応ができたのだか
10255	地方庁	その他(社会保険事務所)		政治判断で、全ての受給者に一時金交付。	期間照会担当の時。手番が多すぎると思った。 また、なぜカセットを申請しないと開かないんだろうと思った。	
10256	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	1. マイクロのデジタル化。もっと見やすい感じに。 2. 各事務所独自にもっている会社の正式名称と通称名の対比表を整理して庁LANに掲示する。 [redacted] などをわかりやすく掲示しておくと、全国規模ではどうかわかりませんが、県レベルではある程度有用かと思います。 3. 後は専従の人員増やして、地道に、着々と。	1. 記録問題についての認識 ・そもそも国年と厚年が別制度であったことが問題。 一人一冊、一人に一つの番号という意識を根付かせられなかった遠因 ・オンライン化以前では、2重3重に払い出されることのチェックは不可能 よってこれはある程度避けられない宿命的問題と認識していました。 2. 問題が存在することを知ったころ ・期間照会や納付変換処理というシステムがあること自体、記録が完全ではないことの反証なので、入庁当時から知っていたといえば知っていた。 ・しかし、マイクロからWMへの移し変えの作業が、かなり正確性を欠いていたことを知ったのは、自分が期間照会の回答を出す担当になったとき。入庁から5から6年目くらい。今から6年から7年前。 ・未統合が5000万件超あると知ったのは新聞に載ってから。	・こういう結論から書いてしまうと怒られそうですが、 問題だと報道がされても、特別なことをしようとは思いませんでした。 なぜなら、同様のケースについてのお問い合わせは以前からあったわけですから。 マスコミを通して問題化したとしても、一つ一つの行うべき調査の内容にそれ以前と差はありません。担当者レベルでいえば、差があるほうがどうかしてると思います。 ただお問い合わせの件数が増えるとは予想できました。それまでは、その年に年金を受けろうとする方が、過去記録を確認されて、疑義が生じた場合に期間照会をされるのがほとんどでした。それが一斉になるわけですから、担当に増えるのだろうなと。 そのため、電話対応、窓口対応、期間調査など応援に参加しています。 また、マイクロからWMへの移し変えの作業が正確性を欠いていたことから、生年月日の入力誤りや、名前の漢字の読み違え入力の問題がありました。 WMで090検索しても一発ではでてきません。 そのような記録を、どのように、どこまで追うのかが、職員個人の技量や熱意に任せるままになっていたことは問題だと思います。 私の知っているの期間照会担当者にはいませんでしたが、報道では、簡単にWMで調べて、記録がなければそれでおしまいといった対応がなされたとありました。お客様に不信感を、しかも窓口で与えてしまったのは特に反省すべき点と思います。 ・まだまだ書き足りないような気もしますし、言い過ぎた気もしますし、これは誤解をうけるかなあと思う部分もありますが、このへんで失礼します ありがとうございました。
10257	地方庁	その他(社会保険事務局)				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10258	地方庁	社会保険事務所課長級以上		紙台帳の記録をできる限りWMに正確に取り込めるようにするしかないと思う。 定期便のように随時記録を知らせ、確認の機会をつくっていくことが必要だと思う。	採用当時適用課(厚生年金)でした。 厚生年金期間照会のお客様でどうしても会社名を思い出せない場合はそのまま本人特定ができないので統合もしていませんでした。そうするしかないと教えられてきましたので、漠然と年金請求までに思い出せなければこのままこの記録は残っていくのだろうなと思ったことが何度もありました。	当時はその特やれるだけの調査はやっていた。こんなにひどいことになっているとは思わなかった。 基礎年金番号導入時から少しずつ記録を確認していくべきだったと思う。 その当時どのくらいいわゆる宙にういた記録があるか、確認困難な台帳があることくらいわかっていたはず。確かにわかっていながら放置していたといわれても仕方がない。被保険者本人に確認をさせないとわからないようなことではなく、こちらから随時記録を知らせていくべきだったと思う。 また転々と職を変わるような人がそのつど手帳番号を払いだしていることについて、どこかで番
10259	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	現存する記録はすべてコンピュータに収録するべきである。	職場崩壊の危機に直面したとの思いでした。過去のことを知っている人が、ほとんど居ない中で窓口対応するには無理があり、また、記録を探すと言っても整備されておらず、2、3年で完了するものではないと思っております。 オンライン化され名前と生年月日で記録を確認できるようになったとき、年金請求のお客様が職歴を思い出せず分かっている期間のみで請求しておりましたので、当然漏れている記録が存在していると思っておりました。	勤務した事業所については、こちらから事業所名等を教えることは無く、あくまでも本人の申出と一致した場合に本人であると特定する取り扱いでした。 社会保険庁はオンライン化する前にすべての過去記録をきちんと整備すべきであったと考えます。いろいろな問題があったのでしょうが、そのために対応が後手後手になってしまったように思います。
10260	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	基礎年金番号に登録されていない番号の解消と判明後の再裁定の早期処理が必要と考えています。	早期に解消しなければ組織の信用を失う問題と認識しています。 問題が存在することを知ったのは問題がとりあげられるようになってからです。	普段からお客様に信頼されるよう応対するよう心がけています。 問題を先送りにせずその都度解決していかなければならないと考えます
10261	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません		情報処理の高度化が伴わないと、解決しない問題という認識をしておりました。 問題の認識は、10年くらい前です。	年金請求時の窓口相談等で、聞き取りによる解決ができると認識しておりました。しかし、それは受身の考え方であり、以前から現在のような情報処理をすすめ、積極的に解消に努めるべきだったとおもいます。
10262	地方庁	その他(社会保険事務所)	ないです。		厚生年金被保険者番号は複数もつている方は、いらしたし重複届もありました。お客様からの届出がないとわからないですし、厚生年金の期間照会の届けがありましたので、お客様自身から提出していただいて、調査するというかたちで調査しておりました。今のように氏名検索もできないですし、なにより年金番号が2以上払い出されたのが不明になる原因と思います。しかし制度ができたとき今日の混乱が予期できていれば、生涯1つの年金番号しか払い出されないようなシステムになつていればよかつたのにと、おもいます。	宙にういた記録について早急に解決に取り組むため、電話、訪問などにちからをいれ、お客様と対話を重ねる、そこで糸口をみいだしていく。地味ですがそれしかないようにおもいます。
10263	地方庁	その他(社会保険事務局)				
10264	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	お客様の調査依頼に対し、より一問の丁寧な調査をする。 第三者委員会への調査迅速化。	これほどまで、多くの持ち主不明な記録があるとはマスコミ等でとりあげられるまで知りませんでした。 年金記録については、基礎年金番号導入時から、もっと積極的に年金番号の統合等、取り組むべきだったのではないかと思います。	お客様の照会には、丁寧な対応と、事務所等で調査可能なマイクロフィルム等、可能な限りの調査をもれなくすることをこころがけた。 反省点については、オンライン化(機械化)時、それ以前も含めてもっと慎重な収録が必要であったのではないかと思います。その当時の経緯や事務処理の進め方等、いろいろな事情があったかと思いますが、少しずつでも確実に照合作業等を進めるべきだったのではないかと考えていま
10265	地方庁	その他(社会保険事務所)	「ねんきん特別便」の解消に向けて、社会保険庁運営部企画課長補佐よりの事務連絡が、本年7月と8月に出されたが、これに伴って「事業所名簿検索システム」の全国版が配布された。 このシステムが完成したので、他県分も索引し、早期解消を図れという主旨であったが、以下の問題点があった。 ①配布されたデータが5百数十ギガバイトの圧縮ファイルであり、その解凍作業に数十日を要し、早期解消の妨げとなった。 ②配布されたハードディスクがネットワーク対応及びセキュリティがちがちの特殊なもので、通常のハードディスクの2倍の価格でありながら、スピードは逆に数十倍遅く、時には動作しなくなる代物であった。 ③業者へ示した際の「仕様書」によれば、1ファイル100キロバイト程度の画像のはずであったが、大阪事務局等については、1ファイル4メガバイトと、仕様書の数十倍の画像サイズであった。納品の際に十分な検品がなされていない。 上記①②③の問題点は全て、使う現場の負担となった。 現場で使用する際の問題点を踏まえた「調達」が必要であり、使用に耐えない配布にもかかわら	上記のことは、現時点で解決されていない。 というより、次の画像化は「厚生年金払出簿」であるが、仕様書をみる限り、全く同様のハードとなりそうである。すでに入札時期が迫っているため、仕様書の変更はできないものと考えられるが、せめて以下の対応を願いたい。 ①納品時にそのファイルサイズも含めての検品を行うこと。 ②圧縮ファイルでなく、すぐに使用できる状態で配布すること ③ネットワーク対応ハードディスクでなく、通常のハードディスクの選択ができる配布とすること。 今後、発生する「調達」に関しては、現場での使用を十分に想定した発注としていただきたい。現場の負担を増やすための発注ではないはずでしょうから。	厚生年金保険制度発足の昭和17年から現在に至る約67年間の内、社会保険オンラインシステムが導入される昭和62年までの直兼時代に多くの確認漏れが発生し、その多くが放置された事が原因であると認識しています。 名簿方式時代には旧字体や略字・草書体、くせ字で書かれたデータが多く、何度かの書き換えの際、誤転記となったケースが多い。 原簿時代には業務センターへの進達を行っていたが、送達部分には氏名欄がなく、手帳番号を誤記入すると他人の年金記録に混入する恐れもあった。 つまり、事務処理をする都度の人為的な確認もれと、チェックもれの積み重ねが年金記録問題の大半を占めていると認識している。 このような問題が相当量ありうると認識したのは、昭和57年当時に初めて期間照会の事務に携わった時であった。	手帳番号を1ヶ所でも間違えたら別人の記録となるので、特に「手帳番号重複取消届」においては、番号・氏名のみでなく生年月日も本人のものかどうか、チェックを過去から心がけていた。 社会保険オンラインシステムが完成してからは生年月日チェックが入るので、ミスの発生は抑えられている。 組織として、このようなデータが多くあるという認識があったのか、また、認識があったとしても問題解消に積極的に取り組まなかったと言われても仕方がないのではなかろうか。まだまだ、するべきことは多くあると思います。
10266	地方庁	社会保険事務所長	特に無い。	1件1件丁寧に整理していくこと。	年金相談業務や年金給付業務を担当した際に、不備記録を目にしたことはありましたが、その時はヒューマンエラーの範囲という認識でした。 年金問題が大きく報道されて、その不備記録の件数に愕然とした。	一刻も早い解決に微力ながら努力した。 反省点としては、記録管理が不十分であったことが最大の原因と思う。
10267	地方庁	その他(社会保険事務局)		受給者と現存ねんきん加入者を平行して行うのではなく、受給者に関係する問題を最優先で解決させてから、現役世代分の解決をしていくなど、一点に集中して段階的に行った方がよいと思います。	問題の存在は、報道などで知りました。 旧台帳や紙台帳が昔使われていたことは認識していましたが、WMやマイクロ以外の記録もあったことに驚きと認識不足を痛感しました。	窓口でのお客様対応を行っていたので、丁寧な応対と迅速な対応を心がけましたが、時間を要する案件もありお客様をお待たせすることもありました。 多くの問題があったため、いろいろな対応が輻輳してしまい、結果としてお客様への回答や年金額改定に時間がかかってしまったと思います。
10268	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にございません	記録判明後の事務処理の迅速化を図ることが重要であり、着実に一人でも多くのお客様の問題を解決していくことが第一と考えます。 また、記録判明後の事務処理の過程においても、迅速化にとらわれすぎると事故が発生することからスピード性よりも正確性に重きを置き、新たな問題を発生させないことが重要だと考えます。 また、これまでの教訓を生かし、問題発生が想定された場合は、速やかに事前策を講じることと、現代の技術力を最大限投入して記録の適切な管理に努めることが必要だと考えます。	いわゆる社会問題であり、全ての国民に係わる重要な問題であると認識しております。年金記録問題対応はもはや通常業務の一部となっており、我々の世代に課せら使命だと思っております。 15年前の採用当初に期間照会業務に従事しており、当時も記録補正等の事務処理をしていたことから、正直、受給権発生時点で初めて記録の不備に気がつくなど、大きさは別として何らかの問題は発生するのではとの想像はしていましたが、ここまでとは考えたことはありませんでした。	もちろん組織として必要な対応してきましたが、個人的には、とにかくお客様が何を知りたいか、目的は何かを確実に把握しニーズにこたえるよう努めました。 社保庁の業務開始以来、場面ごとにその当時考えられる最善の判断と最善の方法で進めてきたとものと信じております。 ただ、これだけの膨大な記録管理のうえで、起こるべくしておきた起きたのかもしれません。しかしながら、あまりにも対象が漠然とし広範囲であることから、事前に対策を講じるというよりも、問題発見の都度解決する考え方があったのではないかとも思います。 転職や結婚、氏名変更等の各種手続きの過程において、手続きの不備が記録不備に繋がるケースも少なくないことから、お客様の負担が大きくならないような手続き上の改善も検討する価値があるものと考えます。
10269	地方庁	その他(社会保険事務所)				
10270	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在、厚生年金の記録の照会と国民年金の記録の照会の回答をそれぞれの課で担当していますが、各県単位で記録の調査を一括して行い、回答まで行える部所ができると良いと思う。 今後の事になりますが、国民年金の資格取得や喪失を入力処理した日がコンピュータ上でわからないため、厚生年金のように処理した日がWMでわかるようにしていただくと、いつ国民年金の加入手続きをしたかわかりやすくなる。	基礎年金番号制度が導入された際に、統合されていない記録や本人と特定できない記録があることを知りました。	年金裁定請求の際、本人の申出により記録が特定されると思っていました。 年金制度について国民に周知徹底されていなかったこと、旧台帳作成時に名前のフリガナがなかったこと(現在も住民票や戸籍にはフリガナがないと思う)、コンピューター化になった際に名寄せ作業をし、名前検索ができやすくして、基礎年金番号導入時に、本人にきちんと自分の記録を周知するべきだったと思います。
10271	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	現在行われている作業を着実に進めていく。	基礎年金番号の付番時、基礎年金番号に付番した以外の番号の統合が進まないと感じていた。しかし、最終的には年金請求時に、記録を確認することによって、統合できるものと思っていた。マスコミ等で取り上げられ問題を知った。	基礎年金番号に付番した時点で、記録のお知らせ等の対応を行っておれば、この様な問題にはならなかったのではないか。
10272	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		職員が一丸となって年金記録問題の解消に努めることが大切であると考えます。	基礎年金番号に統合されていない未統合手番があるという認識はありました 平成19年4月頃です	お客様と接する機会には勤めて年金記録の再確認するようにしていました。 各制度別になっていた年金番号ではなく、当初より1人1つの共通の番号を設定していればと思います。
10273	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし。	○「訂正あり」と回答のあった「ねんきん特別便」未処理分について、確認作業のスピードアップ。 ○「ねんきん定期便」を契機とした照会への相談体制の維持。 ○今後、予定されている「紙台帳とコンピュータ記録の突合せ」の確実なる実施。 ○年金請求時を契機としたお客様への職歴等の聞き取りの厳正化。(少なくとも新規請求者にかかる記録漏れは絶対に生じさせない。)	○年金記録問題の解決なしには、公的年金制度への信頼は回復できない。 大きな問題であり日本年金機構設立後も記録解明が優先課題であると認識している。 ○平成18年5月頃の「国民年金不正免除事件」発覚後、平成19年4月頃から大々的にマスコミ等で批判を受けた頃から認知した。	○対応としては、法令遵守。 ○反省点として、基礎年金番号制度導入後の対応が甘かったと思われる。 具体的には、①疑義後手番調査の厳格なる調査。②二重払出し番号防止の厳正化。③事業主及び被保険者対応窓口(市町村含む)での手番調査の厳正化。等の指示があってしかるべきだったのでは。 人員、予算、システムの仕掛け等の制限があったのかもしれないが、基礎年金番号導入から約12年経過しようとしており、厳格なる指示を出し、現場で対応していれば、一人一番号が徹底で
10274	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	今の状態を継続する事しかないと思われる。	特に認識はしていなかったが、マスコミでの報道で特に未納の問題から当時はこのように大きな問題になるとは思わなかった。	今思えば基礎年金番号付番実施後の事務処理を最後までして、今と同じ事をしていれば、とくやしく思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10275	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金記録問題については、国民一人ひとりが、自分自身の年金に関心を持ち、未統合の記録の確認を個々に行い進めていくしかないと思います。 定期便を活用し、個々の年金記録の確認により、統合処理がスムーズに出来るよう望みます。	以前は、国民年金・厚生年金は制度別で番号が払い出されているため、今回のような問題(未統合の記録)が生じたのは、やむを得ないことかと思います。 しかし、平成9年1月からの基礎年金番号の導入により解消されつつあると思います。	国民一人ひとりが自分自身の年金に関心を持ち、未統合の記録の確認を個々に行い、少しでも未統合の記録を減らしていくよう努力しようと思います。 定期便を活用し、個々の年金記録の確認により、統合処理がスムーズに出来ればいいかと思います。(全ての記録を完了させるには時間がかかると思いますが) 今後、一人一番号の基礎年金番号で管理されるため、未統合の記録は減少すると思いますが、一件でも多く未統合の記録の確認をし、0件に近づけるよう努めたいと思います。
10276	本庁	地方社会保険事務局課長級以上	知りません。	行政側からのアプローチにも限界があるため、国民(受給者及び被保険者)の方々にもご協力を頂きながら解決を行うことが必要だと思う。	年金請求時に丁寧な対応(十分な記録確認、整備)を行うことにより対応が可能であると思っていた。	庁を挙げての様々な対応(作業等を含む)について、積極的に関与するようにした。 長い制度運営の中で、節目節目での事務処理等の細やかな見直し・確認が必要であったと思わ
10277	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	1件、1件納付記録の調査申し立てに対して誠実に対応するほかないと考えています。また、その一方で、市町村保管の記録の画像化は速やかに行われる必要があります。	厚生年金にはカセット記録があること、国民年金のマイクロによる記録確認が必要があることは認識していました。何故、機械化時にすべての記録を収録しなかったのか疑問に思っていましたし、システム上の意見要望の取りまとめ時に、収録を要望する意見も挙がっていた思います。 しかし、全く収録されていない記録があることは、報道されるまで知りませんでした。	統台帳を機械に収録する際に、すべての記録を収録し、収録結果の厳重なチェックをしていれば、良かったと思います。 一方、国民年金・厚生年金の手帳記号番号という2つの番号でバラバラに管理していたということ以前に、同一制度内であっても、複数の手帳記号番号を有している(結果として複数の手帳を発行したこと、発行しないための事業所指導対個人への年金教育不足)こと自体も問題を大きくしていった要因の一つであると考えます。基礎年金番号導入後の現在でもその点が大きく改善しているとは言い難いと思います。
10278	地方庁	社会保険事務所課長級以上	無し。	まずは、現在実施している業務の完了。	他の業務に優先して解決すべき課題である。 複数の年金番号を払い出しているとしても、過去の記録は全て、オンラインに登録され、氏名等の検索を行うことで、確認できると認識していたため、今回の「ねんきん特別便」による確認作業が行われるまでは、承知していなかった。	お客様からの申し出については、責任ある対応を行うことで、不安を払拭できるよう、常に心がけている。現在生じている、加入記録の不突合は、年金制度発足当初、国民年金及び共済組合等、個人の事情により加入制度が異なっていたため、少なからず生じることは想定されたことと思われる。しかし、記録を管理する組織としての責任は、最も高いが、制度改革の経過からすると、国民の年金意識の並行を伴わなければならなかったことである。結果として、社会保険庁は、国民に多くの不安を生じさせて、信頼を失ったわけであるが、この問題は、年金に対する国民全体の低意識から生じた、社会問題と思う。
10279	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思いあたりません。	年金受給者については、早急に対応すべきだが、それ以外の人については、 もう少し時期をずらし、時間をかけて、整備をした方が良いと思う。	一人に複数の年金番号が付与されており、統合されていないという事についてであれば、当然ありえる事であったと思います。 被保険者、事業主の社会保険制度に対する、無関心も年金問題の一因と思います。 問題を認識していた時期としては、オンライン化以前からと思います。	オンライン化以前は、社保にて把握している厚生年金の被保険者情報は、事業所から提出される、名前、生年月日だけであった。そのため、本人の申し出により統合せざるを得なかったので、対応の仕様がなかった。 その時代、時代においては最善の方法だったのだと思うので、今の時代と比較することは、無理があるのではないでしょうか。
10280	地方庁	その他(社会保険事務所)			過去のチェック体制の甘さ。基礎年金番号導入時の制度説明の不徹底さ。 マスコミで騒がれた頃。	年金記録問題については、(8)で述べたとおり過去のチェック体制の甘さや制度説明不足が問題であり、それがそのまま反省点にも繋がるので、今できることは、お客様からの申し出に基づいて、現在残っているデータで探し出せるものを根気強く探すことだと考えます。
10281	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	受給者及び被保険者の大切な年金の記録について、正確かつ迅速に調査を進めていく必要があると思います。	将来の年金給付につながため、重大な問題と認識しておりました。 この問題を知ったのは、この職場で働き始めた昨年の10月からです。	自分自身の年金記録と同じく、慎重に記録管理や調査を行っていました。 反省点としましては、台帳で年金記録を管理していた頃が、不適切な取り扱いが多かったのではないかと思います。
10282	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	これまでの作業と同様に1件1件をどなたの記録であるのかを調べ上げて、正しい記録として結び付けるべく取り組んでいかなければならないと思います。	これまでの業務経験からオンライン化後の記録しかあまり見ることがなく、年金記録問題として表面化するまでは、未統合記録や旧台帳の存在を知りませんでした。	オンライン化前の業務処理の過程において発生し得る状況はわかりませんが、現時点においては事業主のみからの届出や被保険者の方へ積極的に標準報酬月額等を通知する機会がなかったことが挙げられると思います。
10283	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	早期解決するため、早期の機械化が第1と思います。 しかし、すべてが機械化になるまでには時間を要する事、また機械検索する中でも、調査する中でも、地元の職員でないとわからないこと・知らない事が多く見受けられます。確実に調査・整備するためにも、記録の確認作業には、地元の職員を配置したほうがいいと思います。また、OBの方の情報も必要と思います。	年金記録問題として騒がれるまで、裁定時において、本人の申請をもとに、記録を確認し、整備することが普通と思っていました。	厚生年金記録においては、基礎年金番号導入前の記録は、現在のように住所確認は必要なく、氏名の読み仮名等もあいまいのため、記録の確認ができないケースがあったので、本人から、出来るだけ詳しい情報を求めるようにしていました。 年金記録が整備は、年金を請求するまでに完了すればよいと思っていたことの認識誤りが問題だと思います。
10284	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	これまでの経過とノウハウに群しい者を集中的に集めて作業に当たるという方法とるべきだと思います。	年金問題がマスコミにとりあげられた際に知りました。制度移行時のミスだと思います。	オンライン化移行時と基礎年金番号導入時にもっと念入りに作業を進めるべきだったと思います。
10285	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません。	年金記録問題の早期解決に向けて、職員全員が、問題の重要性と進捗状況を再認識すること。 また、目標を達成すべく、必要人員を増員していく必要があると思います。 また、社会保険庁として取り組んできたことを踏まえ、日本年金機構においても理事長の下、職員一人ひとりが全力を挙げていくことが不可欠と考えます。	国民の信頼を失った重大な問題と受け止めております。 発覚とほぼ同時期。	社会保険庁職員の一人として、国民の信頼回復に向けて年金記録問題にかかる業務支援等に努めてまいりました。 反省点としては、年金記録管理や個人情報に携わる仕事の重要性・使命感・責任感について、職員の意識の共有が不足していたと思います。
10286	地方庁	その他(社会保険事務所)	・移管記録	・年金制度を説明する	・将来に関る問題で慎重に対応している。請求書受付に関しては数年経過した時に自分がいなくても他の方に迷惑のかからないように特に細かく記載するようにしている。過去に言った言わない、説明があった、なかったと問題になったこともある為。知ったのは入職して3ヶ月程(年金給付課に配属になってからは1ヶ月程)経過した後。	老齢請求確認書の備考欄に細かに記載するようにしたことと、現時点では推測を立てながらお客様に有利なご案内を差し上げるようにしている。年金記録の問題も重なって多忙のあまりに対応が煩雑になっていることも多かったと思われる。他の方にも周知いただくように回覧等している。
10287	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に思い浮かびません。	作業を計画的に実施し、早期に解決させるしかありません。	お1人で複数の年金手帳番号を取得する方がいることは、事務所内に資格照会担当課・係があったことから入庁当時(昭和63年4月)より知っておりましたが、当時は年金の裁定請求の際に記録が整理されるから問題は無いと教えられておりましたので、そのように認識しておりました。 しかしながら、平成16年頃より年金問題が大きく報道されはじめ、後に5000万件もの未統合記録があることを知ったときは驚きましたし、修復作業も膨大であり、大変大きな問題だと認識しました。	問題が大きく報じられた当時も現在の部署(総務部企画課)におりました。年金担当をしていたので、本庁通知・事務連絡に基づく作業を事務所に指示するほか、街頭相談や関係機関への協力依頼などの業務を行っておりました。その他、事務所の記録照会業務の支援を行っておりました。 反省点はいろいろありますが、紙台帳から電子データに移行させる際の誤入力を修正せず放置してしまったことに表れているように、労使の馴れ合い関係が業務を遂行する意識を薄れさせていった原因ではないかと考えます。
10288	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	このような問題にいたった経緯を、まず、国民の皆さんに少しでもご理解いただくように、一つ一つ丁寧に説明をするべきと考えます。(制度の周知等) 社会保険事務所に不信感をもち来所いただく方に対し、まずは、ご迷惑とご心配をおかけしたことを謝罪して、説明しご理解とご協力いただけるような体制作りが必要であり、そのためにも職員全員の知識の向上のため自己研鑽が必要と思います。	基礎年金番号につながっていない記録が、これほどあるとは正直知らなかった。 年金請求時、氏名索引等で調べ整理統合を行っていたので、それ以外の記録が存在することが想定外である。	請求時は勿論、相談に来たときには職歴・3号記録等確認し、適正な加入記録にするために確認いただく(契機)にするよう努めた。 平成9年1月1日に基礎年金番号で記録管理することとなったとき、過去記録の照会を一度限りにせず、順次時間をかけて整理・統合すべきであったと思料します。
10289	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	少なくとも現在の人員体制において、処理能力は限界と考えます。 22年1月以降、年金記録問題に係る体制強化(人員増)が図られることは間違いありませんが、実務経験を有した職員が絶対的に不足するなかで、果たして計画通りの処理が達成出来るのか、疑問が残ります。 大阪では事務所において、正職員が大幅に削減された現状では、対人業務、通常業務に専念し、出来る限り事務センターに集約しようとしました。 記録関係全般について、全面的に大阪事務センターで実施することとなり、限られた人員の中、経験者を最大限に活用するため集約することで対応します。 他県での取り組みは把握しておりませんが、効率的な事務処理(進捗管理を含む)を考えれば、徹底的に無駄を排除し、スムーズに処理が出来る環境整備が重要ではないでしょうか。 特に大都市圏においては、事務所単位による事務処理では効果は望めないと考えます。 結論として、全国集約を行わない限り、早期解決は実現しないものと考えます。	確かに記録の手番が多数存在していることは認識しておりました。 基礎年金番号が導入されたころから、このまま行けば宙ぶらりんの記録が多数、残ったままになるな…との意識であり、正直それ以上の意識はありませんでした。	問題があるとの認識があれば、何らかの動きをすべきであったと、今となってはそのように感じるところですが、当時はそれ以上の対応が出来ませんでした。 新しい組織においては、幹部職員のみならず、一般職員からの意見にも耳を傾け、疑問を放置することの無いように望んで行きたいと考えます。 また、そのような職場環境を構築するよう、取り組んで行きたいと考えています。
10290	地方庁	その他(社会保険事務局)		現段階で行っている調査・お知らせ等を地道に行っていくしかないと思います。 また、現在調査中の案件について、新たに人材を投入し、一日も早く回答を行うべきかと思います。(現状ではあまりにも人手が少ないため、事務所からの支援という形ではなく、新たに派遣職員を採用して人員増を行わなければ、通常業務に支障をきたす恐れがあるかと思います。)	○年金記録管理の杜撰さと、記録の重要度の認識の甘さが問題かと思われます。 ○平成19年の夏ごろ	年金記録に対する重要性を軽視していた体制が、このような問題を招いたと思います。今はもうこのようなことは無いと思いますが、職員一人ひとりの認識の改善と、その重要性を世論に周知徹底することが重要かと思われます。
10291	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にこれといったことはおもい当たりません。	年金記録問題は色々な要因が含まれているとおもわれます。人為的なもの、記録管理のシステム的なもの、制度的なもの、また国民的な要因等、一括りには片付けられない多くの問題点を抱えていたあるいは抱えているとおもいます。現時点において、その一つひとつが改善されつつあり、我々としても今、目の前にあるお一人お一人の記録の、一刻も早い解明に日夜必死に取り組んでいます。現在、現場として望むことは、我々が使用している末端のシステムの一ヶ所において、管理しているすべての記録が確認把握できることにあります。言うまでもなく、一日も早い記録の解明と、進みつつありますが我々職員全体の意識改革が、地道ながらも解決に向けた方策	認識としては上記(7)で示したとおりですが、この問題の大きな一つとしてのいわゆる「5000万件の宙に浮いた年金」について、統合されていない記録が存在していることは承知していたものの、最終的に年金受給の際に判明するものと考えていたもので、それが5，000万件もあったという実態を知ったのは、まさに報道された時期であり正直驚いたところです。	現在私どもが対応している厚年記録照会の、そのほとんどは制度創設～昭和30年代のものです。現代のような記録管理など望むべくもない時代的背景もあったとはいえ、残っている名簿等を見るにあまりにもお粗末なものも散見されます。現在の状況下においても当然人為的なミスも考えられますが、当時のようなことは少なくともないと考えます。コンピュータのシステムミスは論外として、いわゆる人為的ミスは防げることを肝に銘じています。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10292	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	問題提起無し。	オンラインでつながっていなかった当時のものは、年金請求時の履歴申し立てにより判明するため、いづれ分かるものと安易に考えていた。 記録問題はいくつもの原因が重なることもあり、本来、加入し納付していたはずのものが反映されていないことにより、不利益を被らせているという大きな問題であり、一日でも早く解決しなければいけないものである。	現在直面している問題として、 法人等の事業所でありながら、厚生年金の適用を受けていなかったために起きていること。 試用期間として勤務しており、事業所から取得届が提出されていないこと。 勤務先の事業所名と社会保険の適用事業所名とに相違があること。 本社適用か支店等の適用か所在地が不明であること。 氏名の漢字や振り仮名・生年月日の相違に限らず、これらのことが挙げられる。 また、期間調査するにあたり、各社会保険事務所管内事業所に精通した知識を持ったものが必要であり、どこまで調査できるかの対応にも差があったのではないかと思われる。
10293	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	「早期解決」と思っているが、「今後発生させないこと」も必要と思う 11月末までに行った記録の照会に対する回答作成には、1件に2～3時間は頭をかかえるというケースもあり、日常業務のなかの作業は非常に困難であった。知識豊富な職員を作業にあたらせ、なおかつ、日常業務に支障のないよう十分な人員措置を求めたい。 過去の納付状況について、「納めた、納めない」、「書類が残ってる、残ってない」、「言った、言わない」などの理由により、過去の業務処理すべてがデタラメであったかのようである。 書類の永年保存化(PDF化)や対応事跡経過等の記録をするなど「証拠を残す」ことが大切だと思う。 「記録を捨ててしまったので分かりません」という回答は、今後許されないと思う。	20年ほど前に、老齢年金の請求手続き時(加入期間照会)に 当時は、「058」による氏名検索を厚年船国年と3回入力処理をしなければならず、大変手間がかかっていた。(後にC90制度共通索引が出来るようになり、手間が改善された。) その検索の中でも、氏名の登録されていない記録については、本人の申し出歴歴が発見できず、マイクロ検索等を行い可能な限り期間の判明につなげてきたつもりであった。(ただし、発見できない加入期間も多くあった) 職歴を覚えているお客様には、加入期間の有無について調査できるが、職歴の記憶が思い出せない方については、調査することが出来ないのはしかたのないことであるとの認識であった	マイクロ検索の手間の省力化ということで、氏名登録されていない記録の 氏名判明処理について、何度か要望してきたが、その度に(予算措置できないなど)処理できない旨の回答があった。 マイクロ検索は手間がかかるが、必須作業であるものとして認識していたが、数多くの氏名未登録者の判明作業を実施しようとは思わなかった。 後の「宙に浮いた年金記録」については、大きな問題になる前に解決することが出来たのではないかという思いがあり、自身の反省すべき点である。
10294	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	別にありません	国民に対して、全ての責任を社会保険庁としたことにより、将来においても記録管理に対する不信感を拭い去ることは出来ないと考える。 今は、ただ少しでも早く照会いただいたものに対して回答を行い、正しい年金をお支払いするしかない。 それには、正確な情報提供と社会保険事務所の経験のある職員を有効に活用することが解決の近道。いくら民間から多くの人を集めても過去からの記録管理に経験がなければ最後の解決は不可能。	現場の業務に携わった人間としては、記録管理は社慣ではなかったと考えている。むしろ、現在のコンピューター時代を前提に過去の管理体制を批判していることに違和感を抱いた。特に記録の正確さについては、管理する側の問題だけでなく、正確な届出を行う事業所や被保険者にも問題があったと認識。例えば、就職のために年齢を偽った届書、保険料を払いたくない事業所・被保険者は、加入しない・させない、また加入日や報酬額を偽る、それと事業所担当者の知識不足による届出誤り等が多く存在する。 行政側において、事務処理におけるヒューマンエラーを防ぐ努力が対なかったことは否めないが、正しい記録管理には正しい届出がなければ成り立たない。 今回の問題は、行政はもちろんであるが、企業、被保険者等も含めた問題であると認識。	記録調査については、従来からの姿勢として本人からの申し立てについて納得がいただけるような調査を心がけた。 この問題の反省点は、国民に正確な記録管理や制度に関する情報を提供できなかったこと。例えば、制度においては、国民年金が出来たには昭和36年からであるとか、厚生年金においては、昭和60年以前は全ての事業所が加入できたわけではなかったこと等。特別便の回答には、こういった制度等の知識不足によるものが多くあり、結果的には国民に負担をかけたことになった。 国民には、行政の不手際も含め責任逃れといわれようとも企業や被保険者にも問題があったことをキッチリと情報提供すべきであると考えます。
10295	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	人員を大幅に増やし集中的に処理を優先するしかないと思います	ここ二年ぐらいです	年金制度の複雑さと責任の取り方だとおもいます、
10296	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	時間的に制約があると思いますが、確実に受給者および被保険者に戻すことを大前提に処理を進めていかなければならない。	年金受給者および被保険者の老後の生活に直接かかわる大問題であると認識している。 直接、仕事上認識するようになったのは、室長になってからの、3年前ごろ。 基礎番にぶら下がっていない手番がかなり在ることは、基礎番導入時より認識はしていた。	法令遵守を大前提に、1件でも多くの記録を、受給者および被保険者の元へ、記録を返すことを心がけている。 過去、吸き見事件以前に、具体的な時期ははっきりしないが、全面的に氏名索引が禁止になった時(相談員のみ?)に、受給手続きで来所されても、記録の確認ができなかった。 事故防止で止むを得ないと思いますが、もっと良い手立てがあったのかなと思われます。
10297	地方庁	その他(社会保険事務所)			記録問題については、社会保険で働く全ての職員全体の責任として認識している。問題を知った時期については覚えていない。	お客様の立場になって、親切・丁寧に対応するよう心がけてきました。反省点は、平成9年の基礎年金番号導入時に切り替えできなかった年金番号を市区町村に協力をお願いし住所等から、細かく確認するべきであったと思います。
10298	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じていません		「古い記録のなかには本人が特定できないものがあり、本人が申し出なければそのまま誰のものでもないものとして塩漬けになってしまう」ということは新規採用後間も無く知りました。いつごろなのかは覚えていません。	上記について、当時の先亡方から「全ての記録を電算化したうえで1件ごとに個別調査をして本人確定していくべきと思うが、そのためには相当の予算が必要であるが、10分の1の予算すら確保できないだろう。そもそもの電算化するだけでも予算が足りなくて古い記録は紙のまま残さざるを得ないそうだ。」と教えてもらいました。 その時は、釈然としない気持ちもありましたが、予算が無いならしかたないと納得しました。 現時点においても、抜本的な問題解決のためには、存在する全ての記録をきちんとデータベース化して整理することが何よりだと思います。そしてまた同時に、それを実現するための経費確保はやはり困難だろうと想像します。
10299	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に無い。	年金記録を大切に扱う。	世間を騒がせて、申し訳ないことであった。平成19年頃と記憶している。	一生懸命に期間調査の回答に励んだ。
10300	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません	お客様に郵便で問い合わせしているだけでは一方通行になってしまっていて、連絡が取れないお客様も多数いるので、電話や訪問で、お客様との対話で、昔のことを少しでも思い出してもらう。お客様の記憶に頼るだけでなく、市町村や事業所などからも情報をもらう。	手番の記録が多数あることは、採用されて勤務するようになってから、初とすぐだと思いますが、WMに記録がないものがあることは、マスコミなどで大々的に公表されるまで知りませんでした。 採用された当時、手番は、年金請求時または加入中に手番が判明した際に統合すればいいと教わっていたので、特に重要なこととは認識していませんでした。年金受給年齢を過ぎている方の手番は、別人のもの、亡くなってしまった人のものだと思っていました。 記録問題が発覚してからは、実は社会保険庁の重大なミスだったのだ、と認識するようになりま	1人でも多くのお客様に、正しい年金記録で受給していただきたいと思い、問い合わせがあった際や、年金の請求などお手続きしていただいた時には、お客様に年金記録を確認しています。 お客様が思い出せない記録も、該当しそうなものがあれば積極的に探しています。 記録問題は、社会保険庁の「後からなんとかすればいい」というような甘い考えから生まれたものだと思います。また、お客様に保険料を納めていただくだけで、その保険料に対しての情報を、あまりお知らせしていなかったことが、記録問題を大きくしたのだと思います。
10301	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	これからさらに複雑な記録だけ残ることが予想されるため、全職員で役割分担をもっと明確にし調査確認に取り組んでいく。	主に保険・庶務関係の担当をしてきたので、報道等されてきた時に初めて知りました。	目黒電話センター、高井戸の支援などの対応をしました。 反省点は過去によく調査をせず、一人に複数の手番を交付していたことだと思います。
10302	地方庁	社会保険事務所長	特になし	方策よりも疑問や懸痾を言わずに淡々と処理するしかないとも終われる。	組織として大問題であると思っていた。 平成19年頃	自ら窓口での対応や記録の確認を行った。 当時の手管理の時代に誰が見ても読める漢字を書けばよいのに崩して書いていたことと事務のいい加減さ。 また、勤務するたびに手帳の番号が次々と変わっていたこと。
10303	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		年金制度は他に例をみない長期にわたる制度であるため、過去の記録については被保険者自身の記憶も薄れがちとなる。受給者・被保険者にとっては当然正確に管理されていて当然との思いがある。その信頼をなくした重大問題であったことと認識しています。 期間照会の担当があり、今までも記録が判明するケースはあったが、何千万件のレベルで存在する事は、問題が国会等で取り上げられてから知った。	記録が判明した場合も今後の支払いについては「お待ち下さい」だけでなく、必要に応じて今後の年金額の説明、経過説明など一般的は回答ではなく、個々の記録に基づいた回答をするなど、信頼回復に努めた。 いままでは自身の記録の確認する機会がなかった事で、記録がもれている事を知る機会がなかった事が問題であった。早い時期に確認できていれば、記憶も新しく、給与明細が残っていたり、会社名等も覚えていたり、記録判明が容易になったと思われます。 また、基礎年金番号の導入時期に記録確認を十分行う必要があったと考えます。
10304	地方庁	その他(社会保険事務所)	ございません。	年金記録問題への対応は今やり方で良いかと思うが、それ以外の他の業務が年金問題に対する労力に影響を及ぼさない体制作り	職員または組織の記録管理責任の欠如(最大の要因)と、制度上の欠陥により生じた問題。 また、制度の一本化は理想ではあるが一筋縄では行く話しでもなく、せっかく基礎年金番号を導入するも、これにより「宙に浮く」との対義的な位置づけを生む結果に、、、(おそらくは)予算等(人件費含め)のカラミもあり、この度の特別便の様な対応がこれまでできなかったことで、番号の統合等が進まなかったことが、問題の深めた。 これ程の問題を認識したのは、昨今の報道によるものであり、ここ数年のところです。	基礎年金番号への統合にあたっては、お客様の話をもとにできる限りの対応をする努力は当然のことであり、これら問題の騒ぎによりどうのこうのということではなく、あたりまえに以前から対応してきたつもりです。 現在も、年金問題と平行して、収納率等の強化も厳しく言われていますが、年金問題への労力を削がざるを得ないことは控えることも検討すべきかと。
10305	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	抜本的な解決策はなく、マンパワーでの地道な対応を積み重ねることが、現実的な解決策だと考えます。適用・記録関係業務の経験者、精通者の協力が必要だと思います。	当初は、被保険者や受給者本人が、手帳を紛失したり、加入歴を忘れていたりして、統合されていないだけの問題かと考えていた。 問題を認識したのは、マスコミ等で年金記録問題を報道するようになってからだと思います。	被保険者・受給者本人から、過去の加入歴をていねいに聴取して、少しでも記録もれを解消することを心がけた。 反省点としては、問題が後から何度も発生し、現場が混乱したことが、国民全般の不信感を増長した。スピードが要求される部分もあるが、問題点を精査して対応する部分もあったかと考えま
10306	地方庁	その他(社会保険事務局)	(1)昭和20年前後の厚生年金の記録で基礎年金番号に統合されていないものがかなりあると思われます。(2)国民年金の納付記録台帳で市役所で管理されていたものが、市役所によって破棄されたものがあるようです。記録問題が騒がれた後、[redacted]市役所に破棄しないように依頼したにもかかわらず、破棄したようです。	(1)旧台帳のカセットオープンを計画的に行い今の記録システムと照合させていく事。(2)市町村に正確に情報を提供してもらうこと。破棄されてしまった可能性がある納付記録に関して一定の基準を設け納付記録として認めていく。	平成13年に入庁しました。平成9年に基礎年金番号が導入され、今まで厚生年金と国民年金では別の番号を払い出ししていたため、一人に対して複数の番号が存在することは仕方ないがないことだと理解していました。国民のひとりひとりが自分に払いだされている番号を把握し社会保険庁から定期的に勧奨される基礎年金番号への統合確認を確実に行わなければかなりの年月が記録の統合にかかると思いました。私も含め、年金を請求するときに最終的に記録が統合されれば問題ないという意識があったと思います。旧台帳の存在やマイクロ記録に収められている記録の存在を知ったのは平成18年くらいからです。	私が入庁した平成13年当時は検索すれば本人記録を瞬時に検索できました。紙台帳で記録を管理していた時代とでは状況が違います。今でさえ、昭和20年代に記録をどのように管理していたのかを正確に把握できておらず、年金特別便の記録照会をしてはじめて、旧台帳の存在等を確認できました。できる限り当時の状況を理解するようにつとめましたが、特に昭和20年代前後は記録の特定が困難でした。まずは、正確に全職員が過去からの年金番号の払い出し方、記録の保存方法を理解し、旧台張の記録もカセットオープンし、いかにして、今のオンラインシステムの情報に統合していくかを考えていくことだと思います。
10307	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		制度ごとに存在した被保険者記録及び重複して払い出された手帳記号番号の個人ごとの紐付けを行うしかないのではないか。	資格記録の整備もれと認識。 基礎年金番号を導入した平成9年頃。	現状の説明等の国会対応などをしており、直接的な対応はしていない。 オンラインに登録されていない記録の存在や既に失権した者の被保険者記録をも管理していたことなど、基礎年金番号を導入した際に、問題点の洗い出しやその対応策について十分な時間を費やすべきだった。
10308	地方庁	社会保険事務所課長級以上		とにかく全記録をオンラインにのせてほしい。 特に、必要性が低いとしてオンラインに意図的にのせなかった記録。 全ての記録が、オンラインにのらなければ解決はしないと思います。	昭和61年当時、既に不備記録が散見されていた。中間記録の遡及方法に問題があったと思われる。 また、払出簿にあるはずの記録も事故になっていた。	記録整備の必要性と早期に着手するように考えていたが、取り上げられず。 基礎年金番号の導入は、記録整備の大きなチャンスであったが導入時の対応が殆どなかった。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10309	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	特にありません	年金制度の複雑化、社会保険庁と社会保険事務所の記録管理が徹底されなかった。 記録管理が徹底されていれば今回の問題はなかったと考えられる。	WMの記録を厚生年金被保険者名簿及び原票、国民年金台帳の記録に合わせる等して対応してきたが、年金請求者が中心であり、現在のような全てを合わせる等の対応はできなかった。 また、国民年金は市町村事務のほうが、地域密着型で被保険者にとっても良かったと思われま
10310	地方庁	その他(社会保険事務局)	障害年金及び生活保護受給者が遡及して法定免除に該当した場合、仮に納付していれば該当日以降は必ず還付になり、障害年金受給者においては障害が軽快した場合の老齢基礎、生活保護による場合は単純に老齢基礎の金額が減ることを危惧し納付生かしたい場合でも還付の上、追納させる(古い期間については追納加算がつく国民年金法上正しい取扱いだが、)明らかに本人にとって不利益。 取得日はあるが携矢日不明で記録収録が出来ないケース。(社会保険庁及び、事業所に照会しても加入期間が特定できない。)回答できないでいるほとんどがこのケース。疑義で第3者委員会で判断との回答が出ているが、本来社会保険庁の記録を不服として第3者委員会に申し立てする関係上、その元になる社会保険庁の記録は『こうです』という回答が出来ないため、第3者委員会まで持っていけない。はなから第3者委員会協力の元、判断してくれるというなら別ですが。	何をもって解決とするかによって変わりますが、浮いている記録0件は不可能。 本人の記録であるのを確認しているにもかかわらず、金額が下がる場合他人の記録とし、統合していないケースがかなりある。何が正しい年金の記録なのか説明をして、協力いただく必要があると思います。たとえ金額が下がるようになっても制度理解を求めていく必要があると思います。(加入期間で年金額を決定するのは当然であり、その法律がおかしいと言う人は少ないと思いますが) 記録調査は地道な作業のため、人数を増やす。 また、古い記録になると紙の名簿を見ていくようになるため、検索システムの構築、アナログな部分をデジタルに出来るようにすれば調査時間の短縮は図れます。	社会保険庁の年金記録に対しての認識と世間一般の認識の違い。 制度ごとに管理していたのを一元管理に切り替える際に問題を避けるよう必要な措置を講じなかったためにおきた問題。基礎年金番号に統合処理に力を入れてなかった問題。 未統合の記録と、本当に納付記録、厚年記録の収録漏れとの違いを明確に説明してこなかったので問題が大きくなって、統合作業に支障をきたしている。 採用されて、国民年金課に所属した時。	窓口電話で手書発見時には統合するように勧奨した。 基礎を重複して払い出さないよう付番する際には慎重にした。 年金裁定の際の氏名索引。 事務が煩雑になるため、厚生年金の届書及び国民年金の第3号届けなどの確認行為を事業所任せにしたり、確認行為を軽視している事業所、偽名、生年月日を偽っての届け。それを防止するための、届け記載項の重要性などの 取得届等で安易に付番していた結果。 未統合の記録と、本当に納付記録、厚年記録の収録漏れとの違い、また解決には職歴等聞き取りが必要なため協力が必要なこと等を明確に説明してこなかったので問題が大きくなって、統合作業に支障をきたしている。 件数目標を優先させるあまり、調査内容が不十分になっている。管轄事務所独自の調査ノウハウが必要な場合があるため、検索システムで『該当事業所無し』の回答は危険。事実見ないといけない事業所があるにもかかわらず『該当事業所無し』と回答している。
10311	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	一部の旧態依然のままの職員の意識改革および、有用な人員の増員を図ることかと思われます。	可及的速やかに解決しなければならないと認識しています。 私の採用はH20年度からなので、メディアにて騒がれたことで問題の存在を知りました。	全力を挙げて取り組みました。 反省点は、自身の問題としてはほとんどありませんが、このような問題を知りながら放置していた、職業倫理も就業意欲も低い人たちへの怒りは非常に強いものとしてあります。 今もってそういった方々は存在しますし、機構に引き続き採用される方もたくさんいらっしゃるようです。そういった現状を前にすると、年金記録問題も結局世間で騒がれているから対応しているだけで、真剣に解決する気がないのかな、と訝しく思ってしまいます。
10312	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にないと思います。	必要相当数の人員の確保(一件一件の対応が遅れているため) 積極的な広報活動(本人確認をするためには被保険者に意識がないとはじまらない為)	そのような問題が存在することを知ったのは、平成9年4月頃です。当時人事異動により、適用年金係に配属となり、厚生年金の期間照会の担当となりました。当初は、将来年金を受給する際に、全ての年金記録を統合して年金を受給するスタイルに違和感はありませんでした。しかしこの年金記録問題に携わる様になり、本人が自分の職歴を忘れてしまったり、名簿の記録をオンラインシステムに移し変える作業の際の大量の入力誤りや、名簿の誤字脱字によりオンラインシステムに移し変える作業の際の担当者判断の推測入力などをみていると、これは大変な作業になると感じました。	なるべく複数の年金記録があると思われる被保険者については、できる限り当時の状況を聴取し年金記録に結びつける事を心掛けた。 現時点においてどのような点が反省点か考えたところ、度重なる年金法改正により制度が複雑になったこと。および、年金制度開始時点から基礎年金番号制度が導入されていなかった点。あと考えられるのがこういう状況になる前に年金記録問題の事について議論をし対策を考えず、先延ばしにしてきた事。
10313	地方庁	社会保険事務所課長級以上	年金業務・窓口相談業務にほとんど従事したことがなく解らない。		年金業務・窓口相談業務にほとんど従事したことがなく、年金記録問題が 国会等に取り上げられ議論されはじめてからである。	一刻も早い解決に向けて、事務所先頭にたって処理を行うよう心がけた。 急いで特別便を発送したため、それ以後何度も通知が送られるような事態 となり余計に混乱することとなった。
10314	地方庁	その他(社会保険事務局)				
10315	地方庁	その他(社会保険事務所)	資格照会業務をしている関係上、オンライン導入前の紙台帳を見る機会が多いのですがそのなかで見受けられる国民年金に関する処理についてです。 ・特例納付期間終了後に納付している。 還付・充当処理についてです。 ・(特例納付期間)厚生年金等と重複加入が判明し、充当できる月が存在しているにも関わらず国民年金保険料を還付している事例がある。 外国からの転入に伴う強制加入への移行もれについてです。 ・任意加入の状態で帰国した後、本来であれば強制加入に切り替えるところを帰国時(住基申請時)に気がつかずにそのまま任意加入の状態で継続的に納付されている。2年以上経過し、何かの際に気づき強制加入に切替える際に、切替え月までさかのぼって還付する事になり、時効により納付できない月が発生してしまう事例。	特例納付に関しては、記録や処理についてあいまいな部分が多々見受けられます。年金額が減額になってしまう事象に関しては、触れられないのが現実的な処理だと思われます。 誤還付にかんしては、個別の資格照会で判明すれば一件対応で対応すべき(対応済み)ですが、システムによる抽出は、現行では困難と思われます。しかし、還付・充当処理の際に080画面の確認を徹底していけば、新規のミスは防げるのではないでしょうか。 任意→強制の切り替えであれば、納付を生かす取り扱いに改めるべき。 資格照会全般に言えることですが、他県の状況はわからないのですが東京においては、口伝に頼っている部分が強すぎます。言い換えますと個人のスキル(知識)に頼りすぎており職人仕事になりがちになり、組織として対応できていない。現状の処理については文面でのマニュアルはありますが、過去、特に紙からコンピュータに切り替わった際の細かな経過や当時の処理方法、受付方法など経過については、今までの知識の積み重ねにより口頭や個別作成の資料により担当者の間で伝えられてきているところです。事務局で資料を作成し研修を行っているものの資料の多さの為に説明しきれない部分があります。 全国的な経過についてまとめた(正式?)書面が作成されていない。庁ランなどに個別にアップしていただいているのは拝見してしていますが個人のスキルアップにはなりますが組織的な対応には、結び付けられない。 年金記録問題の解決には、期限があるのは重々理解していますが、詳細なマニュアルの作成、PCでの作業化、及び実際の資格照会データを使った実践形式の研修をある程度の時間を費やす覚悟でやるしかないと思われます。 一律的な救済を検討されているようですが、正直者が馬鹿を見るような案であれば年金への信頼は、さらに低下してしまいます。時間は、かかっても調査はすべきです。	新聞報道やTVなどのメディアからのニュースによって知りました。 コンピュータ管理されている、基礎年金番号に統合されていない手番があることは、認識していましたが、件数などは、まったく知らされていませんでした。 とくに旧台とよばれているコンピュータ管理されていない台帳があることをニュースで知ったさいは、大変ショックでした。それまでは、お客様に対しても、『国として責任を持ってやっているのだから、統合されていない記録があったとしても氏名検索等で必ず見つかるし、内容についてもきちんと収録されています』と自信をもって説明しておりました。 問題発覚後、ずさんといわれても仕方のない処理が見受けられました。今の処理方法からすれば、有り得ない、昔の職員は、何をしていたのか？正直思いました。	年金制度全般に対する信頼を取り戻すためにも、まずは目の前のお客様の信頼を取り戻すべきと考え、過去の過ちの尻拭いではなく、当事者としての責任を果たすとの思いで調査、説明に当たっています。 当事者としての問題意識の欠如が職員の間にあったと思われます。組織として対応しようとしても、どこかひとごとになっている部分があり直接の担当者と他の職員との間の温度差を埋めるのに時間がかかっている。正直、公務員として就職したさきが偶然、社会保険であった者が大多数で、年金の仕事を志して職に就いた者のほうが少ないと思われます。そんな中、先監方から引き継いだ仕事をやっていくなかで犯罪者扱い、ダメ公務員の象徴のように扱われていけば真面目に仕事していた者ほどやる気も失せ、退職してしまった職員も少なくないはずです。これ以上スキルと知識をもった職員が流出してしまうと組織として脆弱になってしまします。年金問題の解決には人的資産が重要と考えます。
10316	地方庁	社会保険事務所課長級以上	・特にありません。	・オンライン上の記録について、厚生年金記録には事業所名及び被保険者氏名を完璧にし、国民年金記録については住所を収録し、更に検索を容易にすること。 ・人員の大幅な増加。但し、年金記録にある程度精通している者を採用すること。	・本人の記録として統合されていない年金記録の存在は、10数年前から聞いていました。しかし、それは年金請求の際に統合すればよいものと聞かされ、当時は特に問題視していませんでした。 ・近年になって、請求年齢以前に期間照会等で調査を終えておくことが肝要 であると考えます。	(対応について) ・被保険者または受給者の立場に立って、時間をかけて過去の経歴を思い出していただくよう心がけていること。 ・マスコミの過剰な報道に惑わされるこのないよう、不安や不信感を払拭するような説明を行なうこと。 (反省点) ・平成9年の基礎年金番号通知の際、他手番の後追い作業を行なわなかったこと。 ・紙台帳をマイクロに収録する際、全てのものを収録すべきであったこと。 ・問題が発生してから人員削減ばかりして、処理能力の低下を招いていること。
10317	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	職員一人ひとりが最重要課題として改めて認識し、取り組む必要がある。 市町村とも最大限協力を要請し、連携をはかっていかなければならないと思われる。	問題として改めて認識したのは、報道等で取り上げられ始めてからだが、適用調査課在籍中に、厚生年金の資格取得届けに添付される年金手帳に未統合の手番が記載されていることが多かった。当時は気づく度に統合手続きを案内していたが、自分自身年金請求時までに整理されていれば良いものとの認識があり、実際、周りの職員のなかにも同じ考えの方がおられたと思われる。	本人からの申請がないと手続きができない。 平常業務と平行して記録の整理、調査に取り組んだが、人員が削減されていく中で、思うように取り組めない。
10318	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録調査については、専属とする体制を築いた上で早急に取り組むことは勿論のこと、未だ回答されていない者がいるわけであり多くを国民年金の被保険者が占めるのではないかと思われる。強制徴収、免除勧奨と絡めながら回答を得ること、あわせて年金への意識を高めていただけるよう、取り組むことができないだろうかと考える。	この職場に入ったのは基礎年金番号導入後であるが、年金を請求する際、又は加入手続きの際に手帳番号は統合すれば良いという考えであり、記録を統合するという意識が希薄であったと思う。	事務局在籍時には、コールセンターへの派遣や、事務所への支援、その後も窓口対応や回答に対する調査と常に最優先課題として取り組んできた。現在では手帳作成、納付書作成等の依頼であっても記録の確認を行うよう努めているが、以前より随時、記録の確認を行っていればよかったと思う。またこの問題への対応について、準備不足のところがたぶんにあったと思われる。今では検索システム等により調査の効率化が図られているものの、照会の件数がこれほどになると見込めなかった部分もあるとおもうが、それに対応できる体制の確立が即座にできな

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10319	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金の加入可能年数について 身近であった案件です。 任意加入により納付月数が480月を超えた場合、保険料を還付する制度ができましたが、加入可能月数を超えて保険料を支払った場合でも、強制加入の場合は保険料の還付が行われないと認識しています。 ・昭和36年4月～60歳到達するまで前月まで被保険者 ・現在満額の老齢基礎年金を受給中 ・特別便により途中10月の未納期間が判明 ・未納がなければ、加入可能月数を10月超えて支払っていたことになりますが、たまたま10月の未納があったために加入可能月数分の納付月数でし た。 それ程多い件数ではないかもしれませんが、今後加入可能月数を超えて納付した方からの問題提起があった場合、還付はできないものでしょうか。	特例で加入可能年数が決められたわけですが、誕生月による月数の不均衡が存在するので、該当者からの申請・請求があった場合は、任意加入の480月超と同様に還付が妥当かと考えます。	派遣職員として勤務しているとき(平成18年10月～平成20年3月)に、この問題が浮上しました。その存在については、それ以前テレビ等の報道で知りました。 5000万件と言う膨大な数字に、社会保障制度の根幹にかかわる大きな問題と認識していました。	問題意識を踏まえての対応 ・平成20年4月に任期付き職員として採用されてからは、他人事ではなく、正確・確実・迅速な対応・処理をしようと心掛けました。 ・年金受給者は高齢者が多いので、少しでも早く年金支給が行われるよう 郵送や電話連絡時に、迅速な手続き(書類返送等)をお願いするとともに、担当課への連絡を確実に行いました。 この問題についての反省点 ・届出書等の不備・入力時の確認不足 ・事業所担当者等の知識不足(周知不足等によるものも含む)
10320	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	過去の記録において詳細な調査を行っても、判明できない記録については、一定の条件のなかで第三者委員会に付し認めていくべきだと考えます。	採用時には既にオンライン化されている状況であり、誰のものか不明である年金記録が多数あるという認識はありませんでした。ここ数年の報道等により膨大な件数の不明記録があることを知りました。	過去において厚生年金、国民年金と別々に記録を管理していたこと、平成9年に基礎年金番号が導入された際に積極的に記録の統合をおこなっていなかったの問題があろうかと思います。ただ、すでに年金を受給されているお客様については、請求時の窓口での説明が不足していた部分もあろうかと思います。
10321	地方庁	社会保険事務所課長級以上		お客様に対して誠意ある対応を行う。	社会保険の職員全体の意識の低さ、また古い人間が行った怠慢	誠意ある対応
10322	地方庁	その他(社会保険事務局)				
10323	地方庁	その他(社会保険事務局)	・ありません。	・短期間の未納の申立は全て無条件で納付済と認めるとか、配偶者が納付済の場合、その未納者の申立は無条件で納付済と認めるなどの案が示されてしますが、これは厚生労働大臣や業務監視委員会の委員の方々が、「社会保険庁の記録はすべていい加減です」といっているように思えてなりません。上の方々がこのようなお考えである状況のなかでは、記録問題を解決することは困難だと思います。「年金通帳を発行し記帳続ければ記録は消えません」という方策が示されていますが、その年金通帳も10年分まとめて記載したお客様が1000人いたとしたら、1000人全員その記録に納得するとは思えません。 度重なる制度改正により、加入要件が変ったり、記録管理者が複数いたり、収納機関がまちまちだったり、1個人の記録重視より事業所単位や市町村単位の記録管理など、今の年金記録問題には多くの要因があります。にもかかわらず、今の風潮は、社会保険庁職員が100%悪いとしか見ていません。例えば、昨日のドラマ「相棒」でもそのような風潮が見られましたが、視聴者の中であの番組のすべてをフィックションとして捉える人はどれくらいいたでしょうか。大方の人は、話の大半が社会保険職場で日常茶飯事に行われている光景だと思っているでしょう。本当に私たちが管理してきた記録のすべてが、いい加減ですさんと思われていることが悔しくてなりません。 今、この瞬間にも多くの記録が管理され続けていますが、10年後、20年後にお客様はその記録に対して訂正を求めることはないのでしょうか。今までと同じようなシステムや方法で記録を管理し続ける以上、永遠に歩きながら落とし続けるパンくずを戻って拾い続けなければならず、解決も困難と考えます。私たちが仕事に対しての考え方や取り組み方を見直し改めていくことが一番の解決策ですが、上の方々のお考えが、過去の制裁ばかりではなく今後の将来を見据えた建設的な意見を討議していくことが、新たな記録問題の発生を止め解決に向かっていく方策だと思います。	・私が入庁した時の最初の仕事が、期間照会や記録整備でしたので、採用時すぐにオンライン記録については不備が多いことは認識していました。しかし、その時代々の取扱や制度が「漢字のみの届出」や「厚生年金と国民年金は別々の年金」「戦前戦中の記録」「住所の届出は不要」など複数の要因が見受けられたので、致し方ないと感じていました。 また、記録がわからないお客様のほとんどは「年金手帳」等の扱いがぞんざいで、手帳の番号がわかっていればすぐに記録がわかるのに、その番号がわからないために、お1人の記録を探し出すために、市町村の住民課に片っ端から電話したり、類似氏名の事業所に片っ端から電話したり、また、お1人の記録のためだけに1週間ず一っと事業所台帳を見続けたことも多々ありましたので、これだけ十二分に探したのに見つからないのだから「記録がありません」と回答してかまわない、と考えており、記録問題という認識はありませんでした。 逆に、不備な記録をオンライン収録するよりは、紙媒体と磁気媒体と割り切って、記録部分を全て収録しないで、被保険者個人をあらゆる角度や方法で検索できるシステムのみ充実させ、その番号の記録を後から紙ベースの中から確認する方がシステム効率がいいのではと感じていました。	・期間照会の担当者期間(S64.1～H2.3)においては、常々オンライン上の氏名検索を容易にすることを考えていましたので、厚生年金払出簿を見ながらカセット記録の収録依頼(コード930)を順番にしました。しかし、業務センターの担当課から本人から依頼が来ていないものは依頼しないようにと注意されましたので、その後は、自分で厚生年金払出簿を見ながら順番に資格画面(021－1)の基本画面(239－1)のみ収録し続けました。 社会保険の適用審査の担当者期間(H2. 4～H4.3)においては、資格取得時において、厚生年金手帳記号番号が新規払出になる場合や疑重複番号が表示される場合は必ず他の番号を他の制度を含めて徹底的に確認しました。しかし、ある監査において市町村に国民年金の番号を確認することは課が違うので越権行為になるので、あくまでも届出のあった事業所にしか聞いてはならないと指摘を受けました。そのため、それ以後は本人や事業所のみ確認していましたが、しかし、「掛けたことがない」と回答をされることが多く、新規払出しをすることが多く、結果として1人に複数の番号を払い出した可能性が無いとは言い切れません。 徴収課の担当者期間(H7.4～H11.3)においては、遡及月変という考えはありませんでした。しかし、事業主から「実際貰っていないだから保険料も下げれ」とよく言われました。しかし、帳簿や決算書の数字がそのままのことが多く、理由を聞くと「源泉徴収票や所得証明の数字が減ると銀行から融資が受けれないので、帳簿や決算書の数字は変更できない」とよく聞きました。自分たちも、帳簿や決算書の数字と合わないならば保険料も変更出来ないとよくいっていました。しかし、その点でのトラブルは多く、赤字の会社には税金がかからないのになぜ保険料がかかるかと、事業主に「相互扶助の保険制度」という根本についての理解不足が多々あり、それが遡及月変の原因になったような気がします。 国民年金の適用審査の担当者期間(H11.4～H13.3)においては、基礎年金番号の中に空白期間が生じていれば必ず他の番号がないかを検索していましたが、昭和61年以前は任意加入ということもあって、疑わしい番号があっても、ほとんどの人が「掛けたことがない」と回答されるため、そのままにすることがありました。その点については、もっと詳しく確認すべきではなかったのか
10324	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	年金記録問題については解決が非常に難しく、特に古い記録になるほど確認が困難になっている。この問題を解決するには、お客様の立場になり1件1件の事案を丁寧に根気強く調査していくしかないと思う。	年金記録問題については、当初は記録自体が消えているものがあるとは考えておらず、複数の年金手帳番号で年金記録があり、記録の統合が出来ていないだけで、年金裁定請求時に本人に記録の確認を行う事で正しい記録になると考えていた。 平成10年頃に年金給付課で年金裁定業務を行っている時に、本人の記憶にある年金記録が氏名、生年月日からの検索からでは出てこない場合があった。事業所名などをもとに紙台帳やマイクロフィルムの記録を調べた結果、氏名の読み仮名が違っていたり、生年月日が違っているケー	年金裁定請求時の年金加入期間の確認、聞き取りを確実に行い、申立のある期間が出てこない場合は、氏名、生年月日等に誤りがある場合を考慮しながら、紙台帳やマイクロフィルムでの調査を行い記録の確認を行うようにした。 しかし、年金請求時の確認だと古い記録になるほど記憶が曖昧になり確認しにくくなっていた。本人の年金記録の確認は可能な限り、定期的に行う必要があったと思う。
10325	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無いと思います。	一般業務と並行して調査している現状では、処理能率が事務所ごとに差が出るので、専門部署を設けて一括で調査等をしたほうが効果的だと思います。社会保険庁からの回付分についても住所地となっていますので、管轄事務所を超えて社会保険事務所にすでに提出し、重複しているケースも少なくはない様に思われます。事務所単位であると重複して提出されているかも不明なので、都道府県単位で一括処理にすれば無駄な調査は省略できると思います。また、WM上で調査経過がわかるよう940等の入力事務所と入力日をすべて線覧できるようにすれば、書類がどの事務所で保管されているのかすぐに判るので、本人から問い合わせがあった際に便利だと	平成9年1月1日に基礎年金番号制度が施行された際に、基礎年金番号を通知し、ほかの番号がある場合には返送するようにお願いしたが、当時は年金制度に対する認識がかなり低かったので、全員から返事が戻ってくるか不明で、全員の記録整備は難しいと思っていました。住所が不明で届かなかった人もかなり多かったと思います。 また、平成14年4月から国民年金業務を国で扱うようになった時点で、区市町村で持っていたデータの吸い上げをきちんとしていなかったので、将来記録に問題が出たときに確認出来ず、困るのではないかと思っていました。	自分が直接対応した件については、他手番を統合したり、本人に聞き取りをしたりしていたが、厚生年金の氏名が無い手番等、WM上で判明できなかったものもあったと思います。また、特別便を送る前に、払出の整備、紙台帳の整備、WMの整備、各社会保険事務所に残っている資料や区市町村に残っていたデータの吸い上げ等、必要な整備を行った後で、特別便を送るべきだったと思います。そのうえ、特別便の整備が終わる前に定期便を送った為、被保険者の不安をさらに高めてしまったと思います。
10326	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	自分の経験からは、そういう事例は知らない。	こちらから電子記録または紙記録を総ざらいして、案内していくというのは難しいのではないか。心当たりののある方に手を挙げてもらう、その申出に対して真摯に対応していくほかないと思う。ただ、今の立場からすると、せっかく未統合の記録が判明したのに、今受給中の年金額が減額になるケースがあるということを、もっと世間に周知してほしいと思う。	制度の信頼を揺るがす問題と思っている。 事務所時代は、紙記録や電子記録に誤りがあった事例にあまり立ち合ったことがなく、ここまで大きな問題になるとは思っていなかった。 知った時期は正確には記憶はないが、記録問題の報道がされ始めたころだと思う。	事務所にいた当時はまずないと思って対応するというスタンスだった。実際周囲もそういう方針だった。本人の勘違いではないかと疑ってかかっていたと思う。 今はポジションも違うので対応も異なるが、こちらの記録誤り等があった場合、法制上の範囲内で、できるだけ本人に有利になるように心がけている。その間、時効特例法の施行があり、法制上の仕掛けが作られたことも、その方向に作用していると思う。
10327	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	・別段ありません。	・年金記録問題については、これまでの状況を踏まえ、職員一人ひとりが自己責任を持つとともにお客様に対して親切・丁寧・正確に対応をすることが今の社会保険への信頼回復等につながり、さらには年金制度の安定につながっていくと考えます。 年金記録は、各自いろいろな状況等が相違するとともに、古い記録はさらに本人の記憶等では確認をすることが厳しい面等があるため、窓口対応との際には、本人の申出を慎重に確認するとともにお客様の目線で、お客様の納得いく説明等をしていくことが求められていると考えます。このことにより年金事業に対する信頼回復につながり、今後このような問題を発生させないことにつながることとなると考えます。	・年金記録問題については、平成18年度中旬頃から少しずつ取り出された記憶があります。その当時は、国民年金業務関係を担当しており少しは、納付記録等のもれなどもあるんだなと思い、正直今のように大きな問題になるとは、思っていませんでした。 なぜならば、以前は、納付記録は、紙台帳の管理で職員一人ひとりで手作業をしており、市町村との突合も手作業で確認をしていました。手作業であるがゆえに内容確認も係毎に実施していた記憶があります。 そのような状況の中平成18年度にこの問題が出たときは、若干はあるかもしれないと同時にこれ以上あってはいけないと思いつつ事業に対して職員一同取り組んでいました。	・年金記録問題が平成18年度以降少しずつ取り出された当初は、記録そのものの漏れは、ほとんどないものと思っていました。それは、従前は、厚生年金、国民年金それぞれの独自の年金手帳番号がふられていたため社保のWM・旧台帳や市町村の被保険者名簿等により記録は、必ずあり、年金を受給する際も保険料をかけた分は完全に反映すると思っていました。 そのため、当時は一人ひとりの記録の確認の漏れがないように本人の聞き取りを十分にしながら慎重に対応をしていました。 また、現時点において当時を振り返りますとこの問題がここまで大きくなるとは思っていませんでしたので、お客様一人ひとりに納得のいく説明時間をもっと多くかけて対応をするとともに職員全体がこの問題に対して同じ認識を共有していれば、ここまでの問題にならなかったのではと考えています。
10328	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		今、行っている対応を継続してくことが解決に繋がっていくと思います。	知ったのは平成19年の166国会のときです。	自分も、平成19年以降は記録問題関係の業務に携わることが多く、記録回復・信頼回復に努めてきたつもりです。
10329	地方庁	社会保険事務所課長級以上	1カセット記録未登録(カセットオープンされていないもの)が多すぎる。 2払出し簿の誤記。磁気化データにしても無記入や誤記が多すぎる。 3被保険者台帳登記時の誤字雑字。	1早急な登録。払出簿と突合し氏名生年月日等登録したはずだが、未登録が多すぎる。 2マイクロフィルム台帳と払出し簿の突合作業。 3東京のような被保険者台帳検索システムの全国版の作成。 氏名検索090の柔軟な対応(部分一致検索) 被保険者原票照会の柔軟な対応(被保険者整理番号のみの検索)	コンピュータ台帳の未登録データの多さ。 全ての紙台帳がマイクロフィルム化されてない中、紙台帳の廃棄により国民年金の納付について確認が困難になると思われた。 喪失もれなど将来記録の確認が出来ない人が多くなると思われた。 10年以上前からと思われる。	紙台帳の保管にかかる予算措置が出来なかったこと。 事故台帳の即時調査が行われなかったこと。 基礎年金番号の導入が遅いこと。今後社会保障番号の活用は重要と思う。
10330	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	根気よく今の取り組みを実施することと考える	手番を複数持っている場合は、年金請求の時点で統合確認をすることと認識していた。 平成9年	平成9年に基礎年金番号が導入された時点で、現在の取り組みをしていたらと思う
10331	地方庁	社会保険事務所長	特にありません	今までの記録に関しては文書の保存もないため、本人からの申出に対し行政側でできる限りの調査をおこない第三者委員でのあっせんによる方法でいいと思います。	仕事をしているときには特に認識はしていませんでした。年金手帳番号で加入記録、喪失記録、標準報酬を管理する方法で年金記録を管理する法律, 施行規則でしたので、本人の年金手帳または本人の記憶で過去の記録を照会し検索していました。実際は年金手帳を複数(多い人は10冊以上)持っており記録としては管理されていたと思います。消えた年金記録ではなく、その記録が誰のものとしての管理方法になっていなかったのが問題だったと思います。これは社会保険庁の記録だけでなく各種共済記録も同じ方式だし、基金の記録も同じように「消えた年金」としては相当数あると思います。過去に退職した人の記録は今でも誰のものかはわからないと思います。 社会保険事務所での記録誤りについては被保険者に対しては大変申し訳ないと思います。正しい記録を管理するとなれば入力誤りはもちろんですが事業主からの届出が正しいものかの確認	年金の記録を今後確実にするためには国民総背番号制などを導入(または年金番号に住民基本台帳番号と組み合わせないと今後も誰のものかわからない記録は発生します。厚生年金の住所記録は本人申出の住所のため退職後は本人が加入手続きをしない限り所在不明になります。また、年金制度未加入期間に死亡した場合は届出が無いため年金記録上は生存さえ確認できないで永久に記録管理をしないといけません。 縦割り行政をなくし必要な情報を共有できるような制度になると相互チェックにより正しく管理できると思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10332	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	国民からの信頼回復に向け、一人のお客様に対し丁寧に対応していくこと。年金制度について、国民への理解を求めるためにも、専門用語ではなく、わかりやすい説明を心がけ、それ以外にも、広告・宣伝していき、お客様からの認識をたかめていくこと。	基礎年金番号の導入前、国民年金・厚生年金番号がそれぞれあり、また、昔に溯るほど、事業所も社会保険制度の認識が薄れていることもあり、年金手帳が何冊も持っておられるひとがたくさんいました。年金請求の際、本人の記録を統合していく方向性ですすめていたが、実際、全件確実に本人記録にむすびつけることは不可能に近いとおもっていた。そして、その統合もれの件数が増え続けることのより、年金記録問題と思っております。おととしです。	お客様に対し丁寧な説明、迅速に処理を進めていくことを心がけ国民からの信頼回復を思います。反省点としては、基礎年金番号の導入が遅かったこと、その後に年金記録の統合にあたり通知書を送付するも被保険者に対し広告等が少なかったことによる国民の認識の薄さより、結果、回答がすくなかった。その際、社会保険職員が催促の電話とうなかったためもう少し、取り組んでいたらここまで苦労はしなかったと思います。
10333	地方庁	その他(社会保険事務所)		すぐに解決策は、思いつかないが、未納期間が短い人を納付と認めるのは、どうかと思う。	年金給付課担当時に、3号記録と配偶者記録が一致していないケースが多かったり、会社名、記号が入ってなかった厚生年金記録があったり、コンピュータ導入時の不備が多いと感じてい	ひとりひとりに確認して少しでも年金制度を知ってもらうよう努力した。もっと、広報などを利用して年金制度、法改正など確実に理解してもらえなかった事が原因のひとつだと思う。
10334	地方庁	その他(社会保険事務所)		・未統合記録等の、本人確認の出来ていない記録については、現在行っているように、各個々人へ確認をいただく。同時に、社保保有の台帳記録及び市区町村保有の台帳記録の総点検を行う。 特効薬的な解決策はないとおもわれ、やはり、人手をかけ、こつこつやっていくしかないと考えられる。 ・現在、マイクロ等をWM検索が可能となっているが、システムへの入力が漏れているマイクロ記録も多数あるため、台帳やマイクロの移管作業時の確認作業を徹底する。 ・作業の進め方等は多々あると思うが、中央一括やブロック集約を行うと、集約作業過程での紛失等の事故の恐れがあるため、各県段階での集約にとどめ、行っていくべきと考える。	・様々な要因があるが、個々人の、将来の生活源となる、年金給付に結びつく記録であるので、一省庁ではなく、国家的な問題と認識している。 ・未統合記録や、機械へ移管していない記録が存在することは、何年も前から認識していたが、台帳記録として保管されているもので、職歴や住所歴により、確認できるものと考えていたため、確認の出来ない記録がこれほどまでに存在することについては、記録問題が浮上してきたときに認識しました。	・個人の対応としては、お客様一人一人の相談や記録に真摯に対応し、丁寧な調査を行うことぐらいしか、出来ないと思われる。 ・問題点については、様々な認識があるとおもわれるが、 1. 記録管理の徹底が不十分であった。 ・台帳保管のあり方。 ・台帳への記載事項の不十分さ。 2. 制度間での記録の記載事項の相違 ・厚年記録についても、居所(住所)の記載が、必要であった。 3. 手番管理の徹底の不十分。 ・取得時、過去の職歴等を聞き取り(届書へ記載欄を設ける)など、一人へ複数の手番が払いだされることを想定しておらず、業務処理に対する認識の甘さ。このことが、裁定時主義とも言うべき処理方法へと繋がった要因にもなっていると考える。 4. 制度としての設計の不十分さ。 ・以前は「ひとつの会社に生涯を」という時代であった制度設計を引き継ぎ、転職等を想定していない。61年4月の新法への切り替え時に行うべきものであったと考える。 5. 最終的には、年金記録に対しての、立法・行政・事業主・個人のすべてを含めた認識の甘さがあったと考える。
10335	地方庁	その他(社会保険事務所)		今までと同様、電話や戸別訪問や文書照会等を実施し本人の記録を回復すべきだと思いますが、期間を決めて集中的に取り組むべきではないでしょうか。他のするべき業務が多数あると思うので。	年金記録問題が発生した時、こんなに不明な記録が存在しているという認識はありませんでした。約5000万件も不明な記録があるという事はマスコミ等で取り上げられるまで知りませんでした。	多数の不明な記録が存在している事が分かり、少しでも残件数を減らすよう年金記録関係の業務に携わってきました。この問題の反省点を挙げれば色々な問題が絡み合っていると思うので一つに絞ることは出来ないと思いますが、職場の体質や意識の持ち方等様々な問題があったと
10336	本庁	その他(社会保険事務所)	なし	来訪者・電話相談者が多く、現場の窓口が大変混乱しており、定期便に書かれている電話番号もぜんぜんつながらないとかなりの苦情である。定期便専用電話の回線も人員も増やし、オンラインで記録を見ながら答え、電話の相談時間も夜遅くまでのばし、電話で相談が完結できるようになれば、お客様も安心できると思う。 また、再裁定の決定が遅く、業センに確認すると、難しいケースの場合現在平成21年7月頃の受付のものをしている。返戻でもどってくる書類も、平成20年1～4月進達のものがざらにあり、お客様に連絡するとがっかりされる。本人が死亡しているともっと時間がかかっていて、お客様からの信用がかなり堕ちている。人員が限られているのだから、派遣には簡単のをさせて、職員は難しいケースへ対応できる者の育成が早急である。	基礎年金番号を通知したとき、手番がある人は回答するはがきがあったが、そのときどのくらいの人が回答し、回答しない人への対応はないのかと思ってた。 5000万件もあるのを知ったのは、マスコミで取り上げてから。	真摯に1人1人きちんと対応しようとした。 記録を紙台帳からオンラインにするとき、もっと考えるべきだったし、基礎年金番号を通知したとき、手番がある人は回答するはがきがあったが、そのとき、もっと徹底的に調べる対策をすべきだった。
10337	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません	判りません	認識ありません	
10338	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	通常業務に極力支障がでないように、人員を増やしていただきたい。	平成16．17年ごろから報道で見て聞いて、事実を知るケースが多かった印象です。不安の状態であるお客様が大勢来所しましたので、少しでも解消してあげなければいけない問題として接客しておりました。	1人でも多くのお客様とお話しすることだけを考えていました。事務所で受理した照会申出がもっと整備できていれば、その後の調査もスムーズに取り掛かれたと思われます。
10339	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金請求時、個人の、履歴確認のてってい．年金制度の理解、特に、事業主など会社として社会保険制度を理解してもらう必要があるのではないか。	過去の厚生年金加入、国民年金加入の確認、特に、旧姓、若い時期の加入もれが多い。国民年金新聞、TV報道で知った。	事務所来所時には、必ず氏名索引をする。若い昔の勤めさきを確認する。
10340	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	特にありません。	年金制度への信頼を回復させるためにも、早急に解決させなければならない大きな問題だと思います。	年金記録問題への対応を最優先事項と位置づけ、窓口対応・特便回答処理にあたった。
10341	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	問題となっている事象以外特に承知していない。	提出していただいた「ねんきん特別便」等は、調査を行ううえで貴重な資料であることから、引き続き、迅速かつ丁寧な調査を実施していけばよいと考えます。	社会保険事務所においては、紙ベースで記録管理されていましたが、適正に届書等の処理がされ、電算システムに正確に収録されているものと認識しており、このような問題が発生するとは思っていませんでした。昭和59年1月に年金相談コーナーの担当となり、年金裁定請求書を受け付ける際、厚生年金保険手帳番号重複取消処理をすることが多く、先輩に確認すると過去の職歴を隠したり、生年月日を偽って事業所に雇用されていることが多々あるときかされた。平成9年1月に導入された基礎年金番号への未統合の記録が多いのは、職歴・生年月日等の詐称による	年金裁定請求書を受け付ける際、本人の記憶を頼りに職歴の確認及び記載がもれないように努めた。戸籍取得届書を提出する際、年金手帳番号の重複払出を防止するために年金手帳再交付申請書や住民票等の添付を求めるべきであったのではないかと思う。
10342	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	私にはこの問題の解決策が考えつきません。	認識していませんでした。意識するようになったのは平成20年になってからだと思います。	この問題について電話や窓口で相談されるお客様については、誠心誠意対応しました。もちろんこれからもそういう対応が必要だと思うし、私はそうしていこうと思います。反省点としては職員ひとりひとりが年金記録意識していなかった点だと思います。
10343	地方庁	社会保険事務所課長級以上			手番が後年・国年2つあり、それぞれが統合されていない状況と、古い記録が年金請求のとき見つかる状況が、あたりまえのように思っていた。 平成19年6月ころ言われてみればおかしいとおもった。	全力で取り組んだつもりです。 オンライン移行時のチェックで本人照会をすべきだった。 私を含め職員一人ひとりの仕事に対する認識が甘かったのかもしれないが、当時はとにかく忙しかったという記憶もあり、いかに早く仕事をこなすかという足かせがあったのも事実です。
10344	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ねんきん特別便で名寄せをおこなっていますが、加入制度で期間重複がなくて名寄せ対象となるべき記録が通知されていないものがあった。 他制度で加入中であれば理解できますが、氏名索引か本人の申し出がないと分からない状況にあります。	抽出方法のプログラムを修正していただき、通知漏れとなっているものは再度本人宛に加入期間を記入した物を送付するよう改善するべきと思います。	基礎年金番号導入前は、職員で採用された当時から勤務している事業所名を伝えてはならないとなっていました。 採用されてから3年目位に、記録が統合されていないものが多数存在している事が分かりましたが、ねんきん特別便対応で可能となるまで、本人には会社名は伝えずに聞き取りで対応せざるを得ませんでした。本人から申出された内容のみで対応していたため、短期間の加入であると本人の記憶からもれているものが多くあった。	問題点は、年金番号統一化を行ってこなかった点にあります。 国民年金発足時に、基礎年金番号導入をしていれば、ここまで複雑にならずに対応できたのではないか。記録管理も煩雑化せずにすんだのではと思います。 また、国民年金台帳マイクロの管理については、完納者や未納者であっても全て保存すべきであったと思います。
10345	地方庁	その他(社会保険事務所)	被保険者・受給権者に対し、被保険者記録の記載のあるハードコピーの交付を行わなかった。また基礎年金番号導入時に大量に出力された疑重複リストを処理せずに放置し、最終的に廃棄処分とした。年金請求時に本人に対しきちんと記録を確認することなく、氏名検索等も行っていなかった。	1. 制度に精通した正規職員を窓口に配置し、責任を持った行政サービスを行うこと。 2. 本人に対し徹底した情報公開を行うこと。	採用当時から無責任な行政を行っているとは感じていた。	所属の上司等に対し、ハードコピーを積極的に交付するよう求めたが、事務局が了承しないため交付できないとの回答だった。 年金給付課所属時には、窓口受付時に必ず氏名検索を行うよう求めたり、郵便で受付を行った請求書については必ず氏名検索を行い、本人に対し記録の確認を行った。
10346	地方庁	その他(社会保険事務所)			国民の皆様の信頼をそこね申し訳ない気持ちでいっぱいでした。平成18年末頃知りました。	記録調査また窓口と自分のできる限り対応しました。一人にいくつもの番号を附番していることが今に至っているとおもいます。将来このような事になることが予測できたのではないでしょう
10347	地方庁	社会保険事務所課長級以上				記録管理のコンピュータ化時における、切り替え誤りのフォロー フリカナ確認 月末における退職日の確認
10348	地方庁	その他(社会保険事務局)		職歴について、事業所の厚生年金保険に加入年月を、説明できたらよいと、思います。	厚生年金保険被保険者証が、1枚で、あまり大きな表示がなされていない。 記録を、1本に統合する作業が、多くある	お客様の、初めて仕事をされた後の流れを、考えていただくとともに、期間と期間の間についても問い合わせ、統合する作業。 問題点としては、お一人様にかなりの時間がかかりますが、納得されると考えます
10349	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	記録の照会に関するものはすべて回答し、カセットがひらいていないものは、すべてひらき、払い出し簿や紙台帳のなかでデータの未収録がないか確認するべきだと思います。 また、年金定期便はつづけていくべきだと思います。	統合されていない年金記録、国民年金については、納付記録が収録されていないものが沢山あると当初は認識していました。 平成18年の末頃にそのような話題がでてきたと思います。	この問題について対応する体制がとられることになるので、国民の方それぞれが正確な自分の年金加入記録を確認できるように整備しなければいけないと思っていました。 反省点はまずカセットのデータをすべてひらいて整備しておくべきでした。 すべての払い出し簿と紙台帳のデータも確認のうえ整備、収録しておくべきでした。 オンラインへの移行時のデータもその後に確認整備しておくべきでした。 基礎年金番号導入時までににこれらのことをやっておくべきだったと思います。 国民年金の市町村のもっていたデータは、社会保険のデータと突合のうえ、もらっておくべきだったとおもいます。
10350	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	手番の未登録、国民年金の納付記録もれ等、世間一般に知れれている問題以外、特にありません。	現在、とくべつ便や定期便等で、記録の確認整理作業を行っていますが、機会があるごとに確認作業をしていくしか方法はないと思います。	基礎年金番号が導入されるまでは、国民年金と厚生年金は手帳番号が相違していたし、個人が、就職するごとに複数手帳番号を払い出されているケースは、普通にみられたため、年金請求の際に記録を整備するのが通常だと思っていたので、その点に関してはあまり問題意識は無かった。国民年金の納付記録漏れに関しては、当所で確認できる記録を信用していないと、業務を行えないので、基本はそうしてきました。ただ、窓口等で領収書があるのに納付記録が入っておらず、遡及の記録もない被保険者の対応の経験もあるので、当所の誤りも実際あるとは認識していた。	基礎年金番号導入後は、一人に基礎年金番号はひとつのため、窓口や電話等で被保険者と接する機会がある毎に、手番登録等の説明はし、国民年金の納付漏れ等も市町確認も含め状況確認をその都度行い、対応してきました。 急がずとも、徐々に複数番号を持っている方は減るだろうと、多くの職員が考えていた事が、反省点ではないでしょうか。 人は年月が経つと自分が働いた事業所すら忘れるものなので、定期的に当所の記録を本人に確認してもらうことも必要だと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10351	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	特にありません。	年金記録問題については、、「単なる誤りじゃないか、人間なんだから誤りはあるだろう」と保身的発想があり、会社から資格取得や喪失時期、報酬等に相当ルーズな届出がされていることは、事業所調査で経験していましたので、「時間をかけて記録を整備したほう良いの ではないか」と思いました。しかし、いろいろと特別便の相談を受けたりすると、やはり、これはまずは社会保険庁が管理している記録そのものを整理しないといくら事業主の届出のルーズさや被保険者、受給者の意識の低さを問うても、だめだ、こちらがきちんとすることが最も大事であると認識しました。 記録問題の資格期間、何十年も前から、事業所からの届出誤りや従業員が、保険料がかかるから入りたくないと言っているから加入させていないと言う話は、当たり前のように事業主から調査の際に言われていました。もちろん、調査で判明したものは遡及して加入させましたが、全ての事業所、従業員を調査した訳ではありませんので、相当数逃れられたケースはあると思います。このようなケースで働いていたのに期間がないという申立の一つになっていますが、これも年金記録問題と言うなら社会保険に勤めた時から知っていたことになります。報酬の遡及訂正については、事実に基づいての処理と思っていましたので、勝手に従業員の報酬を訂正していることは、今回の問題発覚で知りました。	記録に関しては、お客様の言い分を丁寧に聴き取り、調査を行うよう 職員へ徹底しました。特に勤めていた事業所名が不明なケースが多く、職種や地域を可能な限り調べ、それでも不明な場合は、お客様 に、こういう会社、こういう地域を調べたということも説明してその結果を お知らせするよう指示を出してきました。その分、回答が遅れることもありましたが、現在、こういう状況にあるとう情報をお知らせしてもう少し時間がかかると説明すると大半の方は理解いただけました。 記録判明した、いないいずれも丁寧に説明するよう対応しました。 この問題について、私たちが記録を管理しているという意識不足を反省しました。記録の誤りは年金裁定時に補正できるという気があり、平常時に記録を意識することが不足していたと思います。また、社会保険として、事業所への指導不足を感じました。正しい取得、喪失の時期や報酬の届出など、正しく届出がされるのがあたりまえで、届出を正当性を裏付ける書類等を省略していました。新規適用事業所への説明会なども暫く開いておらず、正しい届出を提出していただくべく努力もしていなかった点を反省しています。11月から新規適用事業所へのじむ説明会を開催して少しでも事業所での社会保険事務の向上を図っています。
10352	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にないと思う	協会の発足や厚生局への出向により、記録照会関係の知識ある職員が減っている状況で派遣職員等を増員し対応しているが、派遣期間が短く専門的な作業・知識を習得できない事や、慣れた頃に派遣期間の終了となり作業効率が良いとは思えません。 そういった事から年金記録問題については、引き続き国の身分の職員を中心に専門的に作業を行うのが望ましいと思います。	世間で騒がれはじめ、記録問題を知り重大さを認識しました。	現在は自分を含め、組織全体として問題解決のため努力していると思います。 現時点からみる反省点としては、過去資料のデータ化やデータの整備がされていなかった事が一番の問題と考えています。 問題発覚からも組織の分割などが行われず、データの共有化をもっと早く行い、専門知識のあるもので迅速に対応していれば問題解決まではもっと早くできたのではないかと思います。
10353	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ございません。	10月から国民年金を担当しておりますが、人海戦術で丁寧に、そして迅速に進めて行くべきと考えております。	総務、徴収業務が長く年金記録問題を知ったのは、18年5月～6月頃の マスコミの報道により始めて知りました。 組織内にいて恥ずかしいのですが、こんなに記録漏れがあることに愕然としました。	お客様の対応をして思うことは、未だに複数枚の年金手帳を持っている方 も多くおり、基礎年金番号導入後あらゆる機会を捉えて広報をしてきた訳で はありますが、そういった部分がまだまだ足りなかったのか思っているところです。 また、10月から国民年金の記録を見ていると台帳への表示が担当者によ ってまちまちであり大変見づらいといいますか、そういった感じがあります。 その当時は、当時で大変だったと思いますが、その辺の対応のまずさもあった のではないでしょうか。
10354	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	年金記録をめぐる問題については、公表等されている以上は分かりません。	年金記録問題を可及的速やかに解決するために、次の方策を提案します。 年金記録問題解決策の1つの方策として、「年金加入記録のお知らせ」や「照会票・回答票」等を送付し、お客様からの回答を受けた後に調査を行うといった従来の「受動的」な方法を改め、お客様との直接的対話(FACETOFACE)を実施することで、記録問題の解決を図ること。 (そのための、年金制度のほか、労働関係諸法令や税制度にも精通し、また、また、接客マナー知識等を備えた人材を集中的に育成し、当該人材を活用したサービスを実施する。)	「ねんきん特別便」のお客様からの回答票を見ますと、いかに年金記録問題が、年金制度の信頼を揺るがす深刻な問題であるかということを実感します。 年金記録問題において、「基礎年金番号」に統合していない手帳記号番号が多く存在している事実を知ったのは、私が入庁した平成9年の基礎年金番号制度の導入時です。	当時、最終的には、お客様が年金を請求される時点で、改めて過去の年金加入記録を調査し、お客様に確認していただいた上で、年金請求の手続きを行うと当時理解していたことから、現在のような問題が起こることを、全く予測していませんでした。 「基礎年金番号」導入時の本庁における調査方法(はがき等の書面を送付し、基礎年金番号のほかの年金手帳記号の有無をお客様に確認する等)も問題であったと考えますが、それと同時に、再裁定の件数を見ると、年金裁定時における地方庁の調査方法が極めて問題であったと考えます。 したがって、現在加入している年金記録をお客に提供する「ねんきん定期便」等は、ご自身の加入記録が確実に管理されていることお客様にを知っていただき、ひいては年金制度を信頼していただく重要な事業ことであると認識しています。
10355	地方庁	その他(社会保険事務所)		期間照会、再裁定の都道府県単位での集約。人員の配置増加	受給される(されていた)年金額が、本来受給できる(できた)金額よりも、少なく決定される(ていた)、また、受給権そのものが無いとされていた場合もあり、多大な不利益が生じている問題。 記録問題を認識したのは、平成19年6月	年金特別便が送付された後の、来訪者が急増した際に、当時は事務所勤務ではなかったが、積極的に窓口対応の応援や台帳との突合せ作業を行い、少しでも早い解決に努めた。 反省点は、平成9年の基礎年金番号の導入時に、もっと徹底した勧奨を行っていれば、宙に浮いた年金記録の件数は、もう少し少なかったのではと思う。
10356	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	みんなでがんばっていくしかないと思います。	いまだになんでこんな問題が起きたのか不思議です。	わかりません。
10357	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録調査の回答の送付がかなり遅い。	原因は業務に精通している者の不足のため、単に人を増やすだけでなく、人材の育成が必要だと思います。また優秀な人材の確保も必要です。	大変重大な問題だと認識しています。このことは年金相談業務についてある程度知識がついてきたときから問題があることはうすうす感じていました。	問題になる以前は、全庁的に取り組む仕組みはなかったので、記録漏れ等の照会についてはその都度ベストを尽くして記録の補正や調査を行いました。この問題の原因は、記録の整備が不徹底であることと、その補正が急務であることの意識が全体的に薄かったことにあるので、そこに反省点があると思います。
10358	地方庁	社会保険事務所課長級以上	世間一般に知られていないとは言い難い事柄かと存じますが、報道等における観点として希薄であったと思われるのは、そもそも国民皆年金制度という極めて崇高な理念・制度設計に立ちながらそれをどのように実現していくのか、あるいは制度目的に反するどのような実態があるのか、そこにおける各々の立位置と役割は正・負両面においてどのように発揮されているのか、といった問題意識及びそれに基づく検証であったように思われます。 もちろん、制度の運営を担う保険者サイドの問題について一切の言い訳を行う余地はありませんが、そもそもきっちりとした記録管理を行う体制が予算・人員を含めて構築されてきたのかを問い直すことは必要でしょう。すなわち、個々の事象というレベルではありませんが、被保険者・国民、事業主の皆様に対して保険者としてトータルに不十分であった点をお詫びすべきであろうと思います。 そうした認識の上に立って、そもそも事業主、被保険者の皆様にお願いすべきあるいは伝えるべき事柄がありながら不十分であったことが記録問題の一因であることをはっきりさせるべきであろうと考えます。 それは、端的には未適用(事業所・被保険者)問題や手帳番号の重複問題にも連なっていると考えられます。年金は一面ではお一人おひとりの生涯を記録するに匹敵する規模と重みをもった事業であり、具体的には正確な記録の構築と適正な管理に現れます。それは一人保険者の力では及びもつかない規模と内容であり、すべての国民・被保険者・事業主の皆様の文字通り理解と協力無に成し遂げられるものではありません。	過ぎ去ったことと現在進行している事項に区分して考える必要があると思います。 過去については、保険者サイドの手持ちデータを最大限活かして(紙上の記録と電子データと突合を含めて)、可能な記録整備をおこなうこと。 その上に立って、被保険者、被保険者であった者に問いかけることと考えます。このことは、この間行われてきたことですが、この取り組みを真に実のあるものにする手立てを講ずることが必要です。その前提とすべき認識は、強制保険の形態でありながら、制度の本質や仕組みをを伝え切れていないということにおく必要があります。すなわち、単に年金記録ではなくこれまで不十分だった本質的問題を伝えることを含めてすべての対象者に働きかけることです。 その際のベースとなる手法は、マンパワーの投入による個別の接触です。電話・訪問による面談その他あらゆる手立てを駆使して、お一人おひとりの納得を得られる取り組みを徹底して行うことが必要です。待ちの姿勢でなく、出向いていって過去の不十分さを一掃することです。 現在の問題については、申すまでもなく問題の発生を繰り返さないことです。そのために必要なことは過去の総括の裏返しであります。すなわち、制度の趣旨・目的の実現のために必要とされる客観的条件の整備、事業主・被保険者と保険者両サイドにおける役割に応じたハード・ソフト両面の充実を図ることです。基本とすべきは、事業の本質について共通の認識を広げて全国民的な求心力を構築することだと思われます。	『年金記録問題』といういわば異常事態としての捕らえ方ではなく、そもそも公的年金制度において被保険者資格記録の持つ意味を制度存立において根源的な問題と捉えていました。また、法律によって加入を義務付けておきながら(このことは非常に積極的な意義を有するものと考えますが)そのことが正確に記録されていないなどということは、到底許されることではありません。 被用者年金の性格及び国民年金との関係など記録の構築、整備・管理に困難が伴うとしても必要な体制を構築して制度的要請を満たせばよいだけのことです。 問題の所在という点で言えば、現在のように大きく取り上げられる以前から番号の重複その他の事象があったことはある意味では常識的問題であったし、現にそのことを解消する手続が用意されていたわけですから、いわば不可避的な『問題』事象を想定した事業運営が行われていたともいえます。 問題は、従前の事務上の取扱が制度的要請に応えていたかということですが、結果として極めて不十分であったことが露呈したといわざるをえません。 より根源的には、事業の理念・目的に対して基本問題である記録管理を含めてその達成に向けた保障あるいは担保の構築が図られていたのか、また。そのことが事業運営上の根本問題として保険者としての共通認識になっていたのかということがあると思われます。 そのような意味において、問題の重要性・根深さ等に改めて気付かされたのは一連の問題が明るみに出たことによるものと考えています。	私的には、1件1件の年金記録を積み上げていくことについて、個々の被保険者の方々を想定すると、それぞれの方の生涯記録を積み上げていくようなものであっておろそかにできないと考えてきたつもりでおりました。 しかし、事業運営はチームワーク、リレーワークの上に成り立つものであって、自らの狭い見方ではとても通用しないと考えております。 反省点ということであれば、それは正確な原因究明の上に立って述べるべきものと考えますが、それに必要な用意があるわけではありません。したがって抽象的一般的になりますが、最も大きな反省点は事業の対象・主役は誰であり保険者はどのような役割を果たすべきなのという根本問題についての、認識が事業運営上のあるいは運営思想上の共通の土台になっていなかったのではないかということです。 その具体的な表れの一端が、年金記録にかかる一連の問題ではないかと考えております。むろん、問題の根源は単純ではないと思いますが、現に取り組んでいる記録問題の一つ一つについて、その時々においてきっちりと確認・処理していれば防げたのではないか。あるいは、過去に相談等があった際解決しておけば今日に至ることがなかったのではないか。と思われる事例に接するにつけその思いを強くせざるを得ません。もちろん、自らの仕事の足跡を含めてでございます。
10359	地方庁	その他(社会保険事務局)	消えた年金5000万件との文句で報じられたが、実際に記録が脱漏してたり 台帳消失等により確認できない事項、まさに消えていたのはごくわずかである。 大多数は、基礎年金導入前手番の未統合、脱手支給済み手番の未統合、死亡者の手番未統合である。 また、お客様が実際に勤務し加入期間との申し出に対し、年金記録がないといった事項の原因は、整備漏れや誤登録もたしかにあるが、事業主の届出もれ、故意による未届け、又事実と異なった届出もあるのではないか。	数十年経過した時点で、初めてお客様自身の記録をお知らせするのではなく、今まさに取り組んでいる「ねんきん定期便」で定期的に確認できるよう、又 インターネットを活用して簡単にいつでも自身の記録が確認できるシステムの充実が必要である。 そうした事により記録の脱漏、誤り等が早い段階で確認できる。 実際、名寄せによりご本人のものと思われる記録を確認するも、ご高齢による忘失、痴呆症により不能、本人死亡による不能等多々ある。 そうしたことを防止するためにも、現役時代からの容易な確認方法の確立が 必要である。	あまりにも、ご自身の記録が年金として反映していない数が多くて驚いた。 昔の厳しい時代、きちんと納付していただいたにも関わらず、今まで年金額に 反映されていなかった事に対し申し訳なく思った。 知ったのは、年金記録問題がとりだたされ、記録整備に関わってからである。	ご自身の記録がすべて年金額に反映されるように窓口対応を行ってきたし、 記録整備においても努力した。 記録管理のあり方の完成度が完璧ではなかった。 名簿・原票や払出簿のデジタル化、索引システムの高度化が後手後手になり、より一層、お客様に不信を与えてしまったのではないか。
10360	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	丁寧に本人確認していくこと。	オンラインに切り替え時の確認、チェックがずさんであったと思います。 平成19年5月、5000万件宙に浮い年金記録が報道された時です。	今の確認作業を地道にやり遂げることが必要である。
10361	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	もう一度、すべての名簿の記録を、パソコンに入れなおし、今のWMの記録との突合をはかる。	基礎年金番号制度ができるまで、制度それぞれで番号が管理されており、また完全にWMの中にも収録もされておらず、ご本人様からの申請や記憶にたよらなければいけないことは、いずれ大きな問題になるのではないかと思っていました。記録の数が膨大な上に、管理の仕方などが、統一されておらず、まだパソコンなどもない時代に、全国の方の記録を一箇所で管理することには、無理があったのだと思います。	当然ながら、個人の年金記録は守られるものであり、長い短いに関係なく、見落としのないように調査しています。 地道にひとつずつ、手作業で確認していくしかないと思います。
10362	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。		年金受給時に整理すればいいという考え方をして、記録を積極的に直していかなかった体制の問題。	時間が経てば記憶や記録があいまいになっていくため、手番についてもっと昔から統合していかなかった点。
10363	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	年金記録問題対応専門の職員(人員)の動員、プロの人材を育成し、中長期的且つ確実に記録の統合等を行っていく。 どうしても、人による目視での確認や対応が必要になるので、間違いが発生しないよう専門の部署・人を配置し、地道に片付けていくしかない。	①今のままでは近い将来何かまずいことにならないかと認識。 ②10年ほど前。	①特にしていない。 ②記録の管理方法そのものがきちんと整理されていなかったこと。データ管理の重要性に対する意識が低すぎたこと。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10364	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし。	各県に入り口から出口まで行う部署をおくこと。 業務センターに送られた回答書を内容を見ずに事務所に機械的に回送するのは、再考してほしい。むだに時間がかかってしまう。 厚生年金保険では、カセットを早急に解除すること。	納付、資格記録がWMで完全に照射されない とういうようなこと。 国民年金では、被保険者台帳の全件をマイクロに収録しなかったとき。 また、市区町村が被保険者名簿を廃棄するとき、社会保険事務所の名簿と照合しなおさなかったとき。 厚生年金保険では、カセットに入ったままの記録が大量にあるのを見たとき。	個人的に、対応できることはありませんでした。 被保険者台帳は全件マイクロ化すべきでありましたし、市区町村の名簿と照合してから廃棄すべきでした。 根本的には、マンパワーや予算が不足していたことがあげられる重います。 また、将来的に確認ができるようなシステムを組んでいなかったと思います。 記録もれを完全に予防することはできませんし、諸外国のシステムも漏れを前提に考えられているとききます。 せめて、基礎年金番号導入時に、名寄せができるようにしておけば今ほどの大変な事態は避けられたかと思います。
10365	地方庁	その他(社会保険事務所)	(既に知られていることかと思いますが、特に気になったことを二点ほど) 厚生年金記録について、一つの年金番号に誤って別人の加入記録が収録されていることがあります。手番統合をする前に確認できればいいのですが、既に別人の記録も含めて年金を受給されている方もいらっしゃるのではないかと思います。 二つの事業所の勤務期間が重複する場合、後事業所の資格取得日に合わせて前事業所の喪失日を訂正し、場合によっては報酬を合算するカット合算の処理を行いますが、喪失日は訂正されていても報酬合算処理が為されていないケースがありました。紙台帳からコンピューター化する際の収録誤りかと思います。	年金手番を統合する際には、ご本人様からの加入記録の確認を確実に行い、古い記録についてはマイクロを確認することが必要と思います。 カット合算処理については、当然のことながら確認できた時点で訂正すること、特にも年金裁定の際には、もれることなくチェックする必要があると思います。	平成9年から基礎年金番号制がはじまり、国民年金番号、厚生年金番号を基礎年金番号に統合してきましたが、未了のまま放置されている年金番号があることは前から知ってはいました。それが記録問題の一つであることは、この年金記録問題が取り上げられて初めて知りました。 また、今回の記録問題により年金加入記録の調査をしていく中で、紙台帳からオンライン化する際の収録誤りの多さや、社会保険庁で保管している旧台帳、各社会保険事務所の台帳等被保険者記録の保管のまずさを感じました。	未統合の年金手番については、ご本人様より確認し、可能な限り基礎年金番号へ統合をするよう取り組みました。その際には、本人記録以外が誤って統合されることがないように、古い記録についてはマイクロを確認しました。 今回の年金記録問題は、制度発足時からの年金記録そのものに対する認識の甘さからきたものだと思います。番号払出簿や旧台帳、原簿など紙台帳での記入誤りや誤字、また管理方法が悪いためか紙台帳の記載内容が読み取れないというようなこともあります。コンピューター化する際にも多くの入力誤りがあり、年金制度を重要なものと捉えていれば、もっと慎重に取り扱っていたのではないでしょうか。 国民の皆様は年金制度について、以前は今ほどの関心はなかったと思います。加入期間だけでなく、年金受給についても結びつけて確認していくことによって、今後二度と同じ過ちを繰り返さないように情報提供をし、皆様に確認していただくことが効果的であると思います。
10366	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録の整備が充分にされていず、検索知識がないと、正しい検索ができない恐れがある。早急に全国統一化を進めないと、地域差や担当者によって、結果に差が出る。たとえば厚年053には本当の欠番と、記録者があるが載っていない欠番がある、結局、都道府県のマイクロまで進んで探し出さないとならない。マイクロの整備も記号と記号の間に会社名とかなく、経験がないとどこに存在するかわからず見落とすことがある。不明な点は不明という形ですべての統一化が不可欠だと思う。そして、事務所にパソコンが1～2台で使えなかったりすると、ひとつの記録を探しだすのに時間がかかる。その検索の知識を習得すりまで時間がかかる。センター等の記録照会では、お客様との応対をしながらではないので、違っていれば、ないということでハネられ、その結果通知も今までは1年ぐらいかかって、回答していると思う。 各共済組合の記録連絡には時間差があり、年金を支払うまでに時間がかかる、すべての共済組合と情報のやりとりの整備について、統一して、年金がどこの共済組合にいつあるかについて、本人がわかりやすい方法を考えたほうが良いと思う。会社名から、共済組合を探し、記録を探すまでに時間がかかる。 基金や当時の保険料率等について、一目で確認できるようなシステムだと良いと思う。基金についても情報が明確でないと、給料や保険料について照会がきたときに、お客様や、照会者がわかりずらいと思う。社保庁コードについても、全国で今一度整備をし、検索できるシステムが必要	すべてにおいて、徹底的な記録整備をし、システムを全国的に改善することをしないと、正確な年金記録の照会が行いづらいと思います。 共済組合のすべての組合や、基金連合会との取次ぎシステムについて、改善をし、新しい年金システムをつくり、年金照会や、年金支払いをスピードアップをはかれるシステム、明確な数字が瞬時に照会できる連携システムが必要だと思います。 職員の検索等のスキルについて、教育者の確立と全員にステップアップをしていくようなマニュアル教育をしていかないと、レベルアップの底上げが図れないと思います。見て覚えるだけでは、片手落ちになり、とくに、パート等の教育は確立しないと、職員のお茶組係や、必要もないおしゃべり等をはぐくみ、危機管理や、指導をさげると思います。	採用時には、年金問題がマスコミ等にもクローズアップされ、大問題になっていたころでしたが、年金の持ち主を探すことに重点がおくれ、現時点において、年金記録の整備がたちおくれて、スムーズに検索するシステムが立ち遅れていると思います。私たち任期付職員には、教育システムも乏しく、とてもわかりづらいものでした。東京の払い出しシステムが厚木社保でもできると知ったのは、今年の9月、厚年053の被保険者名簿に全員の名簿が載ってないと知ったのは、2～3日前です。年金の支払い云々は別として、記録の整備の徹底見直しをいそいだほうがいいと思います。	職員の試験におちたため、12月で社保をやめます。(アルバイトの結果待ち)。仕事の効率をあげるため、きちんとした教育システムがあればとおもいました。能力をたくさん発揮できるやすくなると思います。専門チームをつくり、システムづくりや業務改善策をかんがえて行くべきだと思います。職員の方たちは目の前にある仕事をとりあえずこなしている方が多いようでした。教育者がいないです。コンビニエンスストアーでは、2分おきのバイトさんのスケジュールを計画していました。あまりにも考えたが民間と差があると思います。私も、自己流であらゆる方法を考え記録の発見をしてきました。早急な記録整備が必要だと思います。
10367	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金の脱退手当金を支給していても、その後再取得して、支給日に厚生年金の加入者である場合、脱退手当金の支給記録は取り消され、資格期間として年金額に反映されている。	ご本人様にとっては脱退手当金も受給し、年金としても受給されているので特に方策は考えておりません。	「ねんきん特別便」を送付以降、サラリーマンの配偶者なのに厚生年金の加入記録が記載されていないというご照会をよくいただいた。国民年金第3号の届出もれが原因であるが、未だに第3号は厚生年金であると思っておられる方が多いと感じた。	3号特例の申請をしていただくよう依頼しております。 国民年金第3号の制度・内容等が周知徹底されていないと思います。
10368	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思いつかない。	年金記録問題解決には全力を挙げて取り組まなければいけないが、第三者委員会での認定率が低いから？と国民年金の未納期間の安易な納付記録への変換はどうかと思う。時間はかかるが本人の申し立てとの整合性を判断してやってもらいたい。	年金給付課の再裁定の進運をしていた時、旧法分をはじめ年金請求時に記録を十分に確認せず決定されているのが多いと感じていた。また適用課で他庁照会をしていたとき、紙台帳の記録とWMの記録の不一致不備も多く、こんなので長い間年金が決定されていてどうなのかと思ったときがあった。 現在は国民年金3号処理を担当しているが、3号記録不備(3号未納)もかなり多いと感じている。定期便で本人に記録通知をしているが、本人も何が間違いなのかわからないと思う。(見た目3号期間であるも、夫が喪失していたり、扶養抹消されていたり、年金請求時になって不備判明が多いと思うので、ただ記録を通知するのでなく、この3号期間は不備のため届けが必要です	自身が年金審査するときには必ず、氏名検索等を行い本人に確認のうえ入力をしていた。みんな多かれ少なかれ年金記録の管理に不備が多い(社保庁だけでなく、事業所からの届出誤りも含め)と感じていたのに、長年組織トップをはじめ危機感をもって取り組まなかったことがいけなかったと思う。
10369	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録問題に含まれないかもしれないが、現在遂行している問題として年金記録調査の「品質」を心配している。 年金記録の調査をさせていただいている件で、「記録は見当たらない」という結論を出したものの、実は調査不足なだけであり、後になって記録が見つかるようにならないだろうか。 業務品質を低下させかねない要因としては、他庁照会が原則廃止されたことと、完了期限の設定が挙げられる。 検索システムの整備により、他庁へ照会することなく調査を進めることができるようになったが、管轄事務所独自の情報を共有することができていない。(主として「Aという会社で申し出があったらBを調べる」といったものや「C社は別住所の本社で適用を受けている」といったノウハウ) 自分は現在記録調査を担当しているが、他庁に照会していれば判明した記録を見逃しているのではないか、と不安を感じるときがある。 また、平成21年3月までの受付分を年内に完了するよう強く求められている。当事務所はかなり完了に近づけているものの、未処理を多く抱える事務所が、期限内に終わらせることを優先するあまり、形式的な調査で終わらせていないかを心配している。 年金記録問題の解決に向け、期限を設けて行動することは当然であるが、件数を減らすという意識が強くなりすぎて、お客様の記録を見つけるという本来の目的を忘れてしまっては意味がない。 年金記録の調査結果に対する信頼すら落ちてしまったら、もう取り返しがつかないことになる。再調査をしたら、年金記録がぼろぼろと見つかるという事態だけは絶対に防がなければならない。お客様ご自身のの申立内容が不十分だったなど、お客様に十分納得していただける理由があればよいが、基本的には再調査で記録が見つかるのはゼロ件を目標に行動すべきだと考えている。	他庁照会の廃止については、管轄事務所独自の情報を集約し、参照できる方法を早めに構築してほしい。 情報の追加や削除もありえるので、随時更新できるシステムが望ましい。たとえば庁LANの掲示板を利用することはできないか。 完了期限については、すでに決定事項であるので、関係する職員の意識レベルに期待するしかない。 記録調査の集約センターには特に意識の高い職員を配置してほしい。 記録調査は対人業務が少ないので、大勢の非常勤職員や派遣職員などをを活用している県が多いと思う。配置される正規職員の数が少なくなる以上、専門知識だけでなく、マネジメント能力にすぐれた人物を配置し、非正規職員たちの意識も常に向上させていく必要がある。 なお、究極的な解決方法としては、紙媒体とオンラインの全件突合が挙げられる。ただし最終手段なので非常に丁寧な作業をしなければ意味がなく、どうしてもやることになったら、安易に作業の完了期限を設定しないでほしい。 サンプル調査(突合後、お客様に連絡してお申し出をいただくまで)を繰り返し、慎重に期限を設定していただきたい。	最初の認識では基礎年金番号と年金手帳記号番号の未統合の問題としか考えていなかった。マスコミで記録問題が取り上げられ始めたことから知った。平成19年の又ぐらいでなかったかと思う。 問題の深刻さ知ったのは、平成19年12月ごろだったと思う。ねんきん特別便の作成に向けて、年金手帳記号番号の氏名なし記録の補正作業などをおこないながら、単純な問題でないことに気づいた。	紙媒体からオンライン記録への収録作業に問題があったことに気づいたため、正しい記録がオンラインに収録されるよう最大限の努力をした。 反省点としては2つ挙げられる。 まず、ねんきん特別便の作成に向けた一連の補正作業(氏名なし記録等の補正作業や事業所名称の確認作業など)について、作業の結果がどのように反映してくるか知らないまま作業させられた点である。 当時は作業の指示しかなく、不備がある記録をどこまで追求するのか問い合わせても、適切な回答がもらえなかった。目的が分かれば処理の方法も考えられるのに、と歯がゆい思いだった。今でこそ各作業の意味や目的が分かったが、当時から理解していれば、もっとよい補正作業ができたと感じている。 もう1点はねんきん特別便の作成に向けた補正作業をする際に、基礎知識の研修がなかった点である。 補正作業は単に氏名を入力するだけではなく、別人記録が混在しているなどの理由で調査が必要な事案が含まれていた。当事務所はベテラン職員がいたため、その職員からの指導を受けながら適切な補正作業をおこなうことができた。しかし、自分自身もその指導がなければ、調査が必要なことも分からず誤った補正をしてしまった可能性が高かったと感じる。 事実、他の社会保険事務所からの補正依頼には、たびたび誤った依頼が含まれていた。問い合わせすると、補正作業の分量が多いため、所内の全職員に振り分けた結果、経験の浅い職員が誤った依頼をしていたようである。振り返ると、現場で作業を指示していた管理者たちも、全員が記録補正の知識を持っていたとは思えない。 、社会保険庁または社会保険業務センターは、初心者が作業に携わる場合も想定して、基本的な知識を含めた処理要領を作成すべきだった。 あるいは処理要領の中に、別人記録が混在しているような案件をどうやって見分けるかというポイントが示されていればよかった。ポイントはそう多くないものなので、見分けることさえできれば、調査や処理そのものは知識のある職員に引き継ぐことができたはずである。 社会保険庁では地方事務局・事務所のレベルをもっと高いと考えていたのかもしれないが、当時配布された処理要領は、基本知識の掲載がなく、注意喚起も足りなかったと思う。
10370	地方庁	その他(社会保険事務局)	平成19年以降新規加入した事業所の調査が全く調査されていない。また、算定基礎届未提出事業所が増加している。	未調査事業所を抽出し、早急に調査すべき。	厚生年金記録に関しては、年金手帳をご本人が所持し、再取得時に手帳を提示することによって、統一された番号が引き継がれていくことになりますが、手帳の紛失や職歴が分からないようにわざと提示しないことにより、新たな年金手帳の番号を払い出していた。このことにより、番号が管理が煩雑になり、ご本人も失念してしまい、記録が宙に浮いてしまうことは、入庁時から感じておりました。平成8年から基礎年金番号が始まることにより、重複払い出し防止となり、問題は比較的解決されているように思われますが、基礎年金番号発足前の整理は、ご本人様の協力	年金制度として、本人の管理を基本としていた現状では、どうすることもできないものと考えます。しかし、今回の特別便の処理により、かなり解消できているのではないでしょうか。当時の取り扱いにおいて、本人だけに任せるのではなく、定期便などにより、知らしめることが必須だったとおもいます。
10371	地方庁	社会保険事務所長			宙に浮いた記録については、本人が年金手帳をなくさなければ記録がつながるものとして、年金の裁定請求時にまとめればよいと思っていた。実際に12の被保険者証や年金手帳を持参した請求者がいた。 女性の場合特に生年月日を偽ったり、偽名を使ったりすることがあり、氏名索引等により判明しないケースがあったが、年金手帳さえ持っていれば解決できることであったため、紛失等により自身の期間がまったく分からなくなることは想定できなかった。 いつごろから年金記録問題の存在を知っていたかは定かでない。 また、特別便の回答処理にあたって感じたのは、厚生年金制度は事業所の適用範囲や強制適用の人数や基準を徐々に拡大してきており、該当していなかった頃加入していた人の調査依頼	本人の申し立てに従い、できるだけ広い範囲の事業所台帳を対象に探す努力を行った。 個人から事業所へ、そこから事務所、業務センターへと人の手を渡ってきた記録には、必ず何パーセントかの誤りが発生します。なくす努力は当然行わなければなりませんが、人間が携わっている限り完全になくなることは絶対ありません。一人にひとつの番号で管理することができなかったことが問題を作ってしまった根底にあると思います。
10372	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません	電子画像化やコンピュータへのデータの取り込みなど現代の技術を駆使しながら、地道に確認をし被保険者等にお知らせする。(今やっていること)	「年金記録問題」とは何を指すのか、今の混乱は予想もしていませんでしたが、年金相談窓口を担当するようになり、偽名を使ったり、生年月日を偽ったり、働いていることを家族に伏せていたり、長い人生の中で経歴(年金記録)を明らかにされたくない人も多く接してきました。その方々には充分な聞き取りの中で検索をし、いくつもある手帳番号をひとつにするのは被保険者の理解と協力と我々の知識が必要と感じていました。地方で確認できない古い記録がこれほど存在することは、期間調査に携わっていないこともあり知りませんでした。	相談者への聞き取りを充分に行い、記録を正しいものにするよう努力してきたつもりですが、コンピュータの性能が上がってくるに伴いオンラインで確認できるように早く取り組んでもらうべきでした。この何年間、通常業務を犠牲にしてきたことは将来、悪い影響はないだろうかと心配になります。
10373	地方庁	社会保険事務所課長級以上		保存記録やカセット未開放記録等の整備を進めオンラインで確認できるようにしていけば回答までの期間短縮になるのではないかと思う。		

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10374	地方庁	その他(社会保険事務所)	このたび初めて資格照会業務を行い感じたのは、記録の保存形式・検索の仕方などが複雑多岐にわたっており、マニュアル化して次々件数をこなせるものではないということです。	とにかく人員が必要であると思います。	採用後、何年経ったころでしたかはっきりとは覚えてはいませんが、厚生年金記録に接した際に本来事業所整理記号が入るべき欄に「00000」の表示がされているのを見て、他の人から「これは紙で管理している記録で会社名がまだ登録されていない」のだと教えていただいた覚えがあります。	いつ整備するのだろうかと思ってはいましたが、日々の業務に忙殺されながら次々にかかる電話に「暇な公務員が」と怒鳴られる残業の毎日でした。 多忙さについて、現場と世間の認識のズレに不満ばかりを募らせていたことについて反省しています。 機械化の際、最良の移行の仕方・システムの構築ができなかったのが今の問題につながっているのだと思います。
10375	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に無	定期便、特別便により、確認作業をしていくことはもとより、旧台帳等一件一件綿密に調査していく以外にない。	オンラインシステムにより、適正に管理されていると認識していた。 マスコミ報道により知った。	今までの経験を生かしして、調査確認作業に努めた。 5000万件の記録問題については、携わった職員の公務員としての職責意識の欠如があったと思う。大いに反省すべきである。
10376	地方庁	その他(社会保険事務所)	本人記録と判明されていない記録が、相当数あると思います。	お客様、各自治体の協力をいただき、記録判明に努める。	今般の記録問題で、認識いたしました。一刻も早い記録判明が不可欠と考えます。	お客様の記録であるかの確認をするとき、わかりやすい説明を心がけ、記録判明に努めました。
10377	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特になし	大部分がオンライン化される前の記録で、過去の歴史・経過をよく知っているOBやベテランの職員等によるプロジェクトチームを作り、マンパワーにより地道に解決していくのもひとつの方策と思う。	年金相談担当当時は、限りなく本人の記録と思われても、本人の記憶があいまいなため、統合ができなかった記録が相当あり、当時の方針に問題があったと思う。 また、基礎年金番号導入や3号被保険者等度重なる制度改正もあり、国民に対し十分周知されておらず、いずれ問題になるのでと思っていた。	特別便の相談窓口の職員の増員、休日出勤等で対応してきたが、内部処理は後回しになってしまい、特別便関係の処理体制を十分に確立できなかったため、大幅に遅れてしまった。
10378	地方庁	その他(社会保険事務所)		地道にひとつひとつ対応するしかないと考えます。 時代ごとに管理方法が異なっていることもあり、また、私が生まれる以前の問題も多数あります。私たちがその時代を学習することは当然ながら、その当時働いておられたOB職員の力を借りるべきだと思います。これがなければ、解決までの時間短縮はできません。	過去を振り返ってみると次のようなことを思います。 平成3年に就職したころも、年金請求時に本人が記録を確認するので問題ないというような内容を先輩方からの教えもらったと記憶しています。 平成9年の基礎年金番号導入後の取り組みがどうであったかが、特に注目すべきかと思います。共済組合加入者には基礎年金番号通知書しか発行されないとか、事務バックアップする法律の不備、又は、年金に携わる関係者間の連携の遅れなど。 また、マスコミは口々に年金破綻を叫び続けていましたが、本省、本庁は私たちに見えるような形で反論をしてきていませんでした。	その時々で個人としてできうる最大限の努力をしてきたつもりです。 組織的な対応は、業務改善要求などを事務所会議をしてあげたものの、その後の上部での対応については不明です。 法律の不備を事務上の努力でカバーするようなことが続いてきたのではないでしょうか。
10379	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	記録の整備、お客様への対応を職員一丸となって取り組む。 まず、引き続きねんきん特別便等を「訂正あり」で提出いただいたものに対する早急な対応(回答)。	氏名等が入っていない厚生年金の手番の記録、又氏名や生年月日が名簿等とは異なっている記録の存在等があること、又、そういった事が原因で、統合されていない手番が多数存在していた事を年金記録問題と認識していた。 未統合の手番があることは、以前から認識していたが、記録の不備等により多数存在している事は、平成18年度以降に指摘を受けてから知った。	記録の整備、又は特別便の回答等に取り組んだ。 紙台帳からWMに記録が移行された時点から、そういった記録の確認、整備を進めていれば良かったと考える。 また、自分達も自分の組織に何か問題は無いか、常日頃から問題意識を持つべきだったと考える。目の前の業務のみにとらわれるのではなく、組織として何が必要か、問題はないか等広い視野を持つ事が欠けていたと考える。
10380	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	知られていない問題がもし存在するなら、解決にむけて早期に取り組む必要があると考えます。	大きな問題となり、年金制度の信頼回復に全力を挙げなければならないと認識していた。 業務課で基礎年金番号と手番の統合をしていた時。 大きく報道でされるようになった時。	信頼回復に向け、ひとつでも早期に年金記録が正常になるよう、大混雑の事務所窓口へも積極的に出た。期間照会も全所体制で対応した。 基礎年金番号導入時の認識の甘さ。
10381	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金台帳の記録とオンライン記録が相違しているものがあるが現在補正作業を行っている。	現在記録確認後補正作業を行っている。	年金記録問題が報道等された時点では、ほとんどが基礎年金番号への手番統合もれと思っていた。平成9年に基礎年金番号導入以降も手番統合されていない者が多数いることは知っていたが年金請求までに統合の手続きをすれば問題ないものと思っていた。年金給付課の経験がないため、年金受給者の記録もれが多数あることは、この年金記録問題で初めて知った。年金請求時点で記録確認をしていると認識しているため。	お客様からの相談は詳しく聞き可能な限り調べた上で説明をすることを心がけた。紙台帳から機械化された時、基礎年金番号導入時点等に今回の特別便、定期便のような記録確認作業を実施するなど被保険者・受給者の立場に立った早めの対応が必要だったと思う。
10382	地方庁	その他(社会保険事務所)	過誤納者整理票を取消した場合、記録が残らないこと。	システムの変更。 還付決定されたものを取消する場合はWMに情報が残るので、同様のシステムになれば、経過がわかる。	台帳(マイクロ)は間違っていないと信じていた。 2回程、本人は領収書を持っているのに台帳には記載されていない案件があったので、不思議には思った。 年金記録問題が取り沙汰され、実際に記録を照合するうちに台帳(マイクロ)が完全ではないと	旧台帳が現存していないことが問題である。 永年保存すべきだったと思う。
10383	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	大幅に人員を増加し、短期間に集中的に取り組む。習熟している職員によるスキルアップのための研修を実施する。	社会保険事務所が保有する記録とお客様が認識されている記録との突合が十分できていなかったことが、問題であると改めて認識した。平成18年頃。	信頼を回復するために十分な説明を行いご理解いただけるように誠心誠意対応しました。当時より、本人、社会保険事務所、事業所又は市役所といった三者による相互の確認が必要であったと痛感しました。定期便は、必要不可欠であると認識しております。
10384	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録問題については、個々に調査するなり、一律救済するにせよいずれは解決する問題。それより問題なのは、年金の記録問題が、①年金制度はいずれ崩壊するから国民年金保険料は払わない、②受給額に世代間不公平が生じる、などの制度自体への不信感になり、性質の違う問題があたかもひとつ問題としてあるかのように捉えられているところである。 特に若年者の年金制度への不信感は窓口業務をしていると特に感じられ、保険料の未払いがいずれ自分へ不利になることを理解していないことが危惧される。 年金の記録問題は制度問題とは別であり、例えば国民年金の未納は制度の存続にとって影響は全くないこと、未納記録について、税金負担分も受給ができないなどのデメリット等があることを広く周知し、年金制度への理解を求めることこそが重要と考える。	記録を調査し、本人に回答しても、社会保険事務所が記録をきちんと保管しいないとの認識があるため、本人の納得が得られない。また、記録が定かでない方のほとんどが高齢であるため、個別の調査では時間がかかり、本人および家族にも心理的な負担や、社会保険への不信感が増大するばかりである。 よって、個々の申立について全面的に認める方向で記録を整理し、虚偽の申立である場合について罰則を設けるなどの対策とる。迅速な処理により、国民感情の回復を図るのが最善策と思われる。	年金請求時に記録を統合をすると聞いていたので、これほど膨大な記録が整理されずに残っているとは知らなかった。よって報道でこういった問題が公になりはじめて問題の大きさを認知した。	年金の記録問題については、ある一定期間ごとに確認してもらう作業を怠っていたこと、この一言につきる、制度発足時から、定期便のような作業をしていれば、これほど問題にはならなかった。当初から必要だった作業を、何十年も経過した後にしているので、これほど大きな問題となったのは、ある意味当然と思われる。 こういった確認作業が必要なのは諸外国を例にすれば自明であり、年金制度を熟知し、監督・指導すべき立場に、そういったスペシャリストを配置しなかったことが反省すべきところと考えられる。
10385	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	わかりません		
10386	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。		記録の業務を担当したことがなく、年金問題が出てきた時に知りました。	特別便等、記録の調査について、丁寧かつ迅速に調査しようとしました。 年金手番について、一人の方にたくさんの手番を払い出したことが原因にあると思います。
10387	地方庁	その他(社会保険事務所)			制度的な問題プラス社会保険庁の認識の甘さがもたらした問題だと思います。 私が採用されたときには年金特別便が始まるころでした。	私の持っている知識だけでは心もとないので、先輩方の意見も聞きつつ精一杯対応しました。 しかし、知識を持っている職員の方々が次々に退職され、人間が足りないというのが問題だと思います。
10388	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				
10389	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	時間がかかっても、一件ずつ丁寧に調査し、誠意のこもった回答をする。	5000万件の記録については、平成9年1月1日で基礎年金番号制度が導入されたため、それまでの番号に登録されている記録は、少しずつ、基礎年金番号へ登録されていくとの認識であった。 その登録のため、生年月日順に、本人あて記録確認の用紙を送付していた。 さらに、年金受給時には記録を整備するため、それまでには記録整備されると認識していた。	本人の記録か確認を行った上、一件ずつ処理していくしかないと考えた。 反省点は、過去の古い記録が手書きとかで読み取りにくい点であると考える。
10390	地方庁	その他(社会保険事務局)	国民年金でいえば全期間前納、附則納付、不足納付、みなし免除 この記録は広義の意味であるが不備になっている可能性が高い また制度自体運用の仕方が県、ひどいときには市町村で異なる場合がある 附則納付で言えば一番古い未納期間にあてるものであると法令からは読み取れるが直近の未納期間にあてていたり、また中途半端な期間をあてている場合もある。	当時の状況を知ってる者が皆無であり、たずねる人間がみな違う事を言うので現場としてはなにもできない。こういった古い記録についてのマニュアルを本庁がつくるべきであったと思う。すくなくとも掲示板には話題になっていたが本庁が主体的に動くことはなかった。	大学時の社会保障論の講義や公務員試験の社会政策のテキストで厚生年金は戦費調達から始まったものであって情報の敷逸は公然の秘密ですらあると教えられていた。また年金はプレイヤーが多い制度である。関係機関の連携も皆無にひとしく政治のスタンドプレーによってさらに状況は錯綜した感があると思われる。	一介の駒でしかない自分にはなにもできなかったとしか言えない。日々の業務を淡々と行うのみであり、また退職する同僚をうらやんでいた。 そもそも社会保険庁は実行機関であって制度設計の部分も含めて非難を受けた事は視聴率と世論の憂みになる事にしかならず根本的な解決はいたらないのである。新組織についても同じ事が言える。あまりにも見切り発車すぎて業務が壊滅的になるのが見えている。社会問題化した後にまたこんなアンケートに答える事になるかと思うと憂鬱になる
10391	地方庁	地方社会保険事務局長		昔の年金記録については、当時業務を行っておられたOBの方がその当時のやり方や記録の見方を詳しく知っているので、OBも含めて人員を増やし、集中的に記録問題に取り組むとよいと思	年金記録の管理が徹底していなかったことで、ひとりひとりの年金記録が正しく反映されていない状況になっているという問題。知ったのは平成19年の初め頃、	来所いただいたお客様やお電話をいただいたお客様に対して、できるだけ自分の記録を思い出していただけるよう丁寧な対応を心がけた。
10392	本庁	その他(本庁)	ございません。		任期付任用職員として配属された当時より、年金記録問題は課内でも解決しなければならない最重要問題として対応しておりました。 また、年金記録問題の存在は、在籍前のためニュースにて知りました。	諸変更等の支払対応時に、原義のみでの審査・対応ではなく、加対者情報などの他情報も併せて確認し対応するようにしております。 また、対応時に不明点があれば決裁者にその都度確認し、自分自身の知識向上を図るようにしております。
10393	地方庁	その他(社会保険事務所)			業務を行っていく中で、本人の記録に結びついていない記録が数多く存在することは、認識していましたが、年金制度の導入期には、オンラインもなかったため、仕方がないことだと思い、特に、大きな問題意識を抱いていませんでした。 問題が存在することを認識のは、平成11年頃です。	対応には、かなりの労力がかかるため、個人のレベルでは対応ができないと思い、特に対応しようと考えませんでした。 職員が取り組まなければならない問題なので、問題意識を持って職員として出来ることを考えるべきでした。
10394	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		年金受給にかかわる重要な問題と認識した。 平成19年頃。	国民の皆様、すべての方に該当するわけではない、との説明をさせて頂いたと思う。 この問題を機に、年金に関して良くも悪くも興味を持って頂くようになったが、年金受給に必要な加入月数など、年金の基本的な事を知らない方が多かった。年金の基礎知識をもっと前から広めれば、国民の皆様にこれほどの混乱は招くことはなかったのでは？と思うことがあった。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10395	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		制度発足時からの様々な問題が解決されずに蓄積された結果と認識してます。	問題が大きく、解決には膨大な時間、費用がかかると認識してますが、問題を真摯に受け止め、解決に向け自分ができることを精一杯遂行するよう努めてます。 記録問題および年金制度業務への対応には年金制度にかかる広い知識が必要であり、アルバイト等の短期契約職員の増員だけでは対応に限界があると考えます。職員が一から説明する時間も無駄で、その分問題の解決が遅くなると考えます。今後は年金制度に精通した長期の契約職員を育成し、増員することも必要なのではないでしょうか。
10396	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	ねんきん特別便やねんきん定期便の回答をしてない方に対して個別の訪問や電話がけを行うことなどの方策が必要だと思います。	老後の生活資金に直接関わってくることから被保険者、受給者にとって非常に重要な問題であることと関わっている職員の意識が低かったために行政機関の信頼を著しく損なってしまったと思います。 年金記録問題の存在については報道等でとりあげられてから知りました。	窓口において丁寧な対応をすること、記録を探す手がかりになる旧姓、会社名、生年月日、同僚の名前等を聴取、マイクロ等で確認することにより少しでも記録を回復できるように対応することを心がけました。 反省点としては窓口で対応するまでの待ち時間が長かったことと、期間照会の回答や再裁定が決定するまでの時間が長かったことだと思います。
10397	本庁	その他(本庁)	ニュース程度の知識しかありません。	被保険者、受給者の申し出を性善説の立場から認めるしか解決はないと考えます。	職員の怠慢及び年金制度の問題 ニュースで報道されたときに知りました。	窓口にてお客様一人ひとりにたいして、年金をわかりやすく説明及び対応。 過去から国民に対する年金制度の周知が足りない。
10398	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	1件1件、最後までフォローアップしていくことが保険料を支払った被保険者に対する義務であり、責任があると思います。 今後も、最優先事業として、全職員体制で解決すべきと考えます。	入社した時から知っていました。 先輩に、書庫にある古い紙台帳の意味を聞き、何故当時手を掛けないのか聞いた記憶があります。 先輩からの回答は、対応する人手がないとのことでした。また、当時の組合要求で、この業務の人員や賃金職員の対応を要望したところ、大蔵大臣(国会議員)の回答で、「そんなことに掛ける	日々の目先の業務に終われ、手を出せなかったことが反省すべきことです。 パソコン等の無い時代の管理に限界があったのかも知れません。 現在の状況認識で当時を非難するのは疑義があります。
10399	地方庁	その他(社会保険事務所)	現在知られている以上のことは知らない。	なんにせよ、あまりにも量が多すぎるので人海戦術で対応するより他、方法が無いように思われる。ただ期間をされることにより、作業が雑にならないか懸念がある。	年金給付の仕事等を通じて、統合されていない記録があるのはわかってはいたが、これほどの数があるとは認識していなかった。現場の人間としては、本人確認ができないと統合できないのだから、主に年金相談時等に個別に対応するしかない問題だと考えていた。全体像を知ったのは今回の年金記録問題が起こり、本庁がその数を公表した時。	技術的な問題や予算の問題もあったのだと思うが、機械化後あるいは遅くとも基礎年金番号導入後、徐々に作業を進めていくべきだったと思う。
10400	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		一人でいくつもの年金手帳番号を所持している問題と、とらえておりました。いつ頃かは、さだかではありません。	氏名索引で、対応しておりました。しかし、記録そのものが、オンラインのデータから欠落しているケースを知り、驚きました。そもそも、紙の記録が読み取りできないことからはじまっていると思います。紙に記録を書き込む時点から、誤りが始まっているのではないでしょうか。また、本人へ照会をする時点で、記録がオンラインに入力されていないケースが多々あり、1件1件非常に時間
10401	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に小さい事業所の場合、手続の内容を必ずしも理解しているわけではない。喪失日が月末であることにより1月加入月数が少なくなる場合があるが、事業所としては末日退職と認識して提出している場合も多い。そのため最後の月の分も保険料を給与から控除している場合がある。本来は各月で保険料を告知額と合わせると思われるが、実態は意外とそうでもなく、数ヶ月たってから決算時・監査時などに保険料が合わないと申し立ててくる事業所もあるのが実態。	意識的に行っている場合も多い(保険料負担が減るから)ので、一概に間違いと決定しきれない。自分自身が書類を受けていたときは末日喪失の場合は必ず退職日を確認していた。	世間の人と同じくらい。それらを「問題」と認識するかどうかだったと思うため。	表面化する前に記録調査を行っていた時期もあったため、その時の経験から1～2年での解決が不可能なことは把握していた。政治的問題とはいえ、上の年齢から順に進めていくことができなかったのが最大の問題点と思われる。
10402	地方庁	その他(社会保険事務所)			申請主義前提の制度設計なので申請しないと受給できないし、何が問題が起こった際の証明責任は国が負わない制度であった。資格記録についても善意の事業所を想定したもので、資格事故への対策は少なかった。記録管理についてのチェック機能がなかった。 自身の年金記録が見つからないケースがあるとは思っていなかったので、報道されてから知っ	業務上の誤りはないよう努めた。 制度運営上のチェック機能を重要視し、機能する制度をつくること。
10403	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金手帳の番号を多数持っている人で、重複処理をされていなかった人が 年金を受給した際、記録がもれていたことを知らなかった。これは年金記録の管理する側において、個人の番号を複数にしたため起こった問題だと認識しています。自分としては基礎年金番号発足の平成9年から知っていました。	基礎年金番号ができる前は、番号と名前、生年月日位しか確認できる項目が無かったこと。また年金手帳を失くす(複数持つ)ことは無いだろうと管理者側の思い込みがあったのではないでしょうか。
10404	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	国民年金・厚生年金制度の法律改正時において、適用事務に従事していた元職員等の知識のある方へさらにご協力を求め、これまで以上に人手を掛けて対応していかなければ、早期解決には繋がらないと思います。	国家公務員として、年金という国への信頼・信用において根幹に関わる大きな問題として認識していました。	今後とも社会保障制度の柱として存続し、さらに充実させたより良い制度としていくためには、被保険者の方々のご協力が不可欠であり、そのために1日も早い信頼と信用の回復を図るために努力してまいました。 しかし、通常業務等のスケジュールから、時間をかけて集中した対応ができなかった感は否めませんでした。
10405	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません	年金相談(窓口・電話)の際、どんな内容でも記録について確認する。いちいち050で確認しなくても020の最初の画面で確認済みかどうかの確認ができるようなればいいと思います。	採用当時業務課で仕事をしていたとき、基礎年金番号導入前の資格取得の際、被保険者のものと思われる番号があって会社に連絡しても担当者から本人がないと言っているの一言で終わってしまう。説明しても、本人がないといっているの一言で終わることが多かった。こういったことの積み重ねで、いくつも番号を付番することとなった。担当者の協力が得られる会社と面倒なことと対応してくれない会社の差が大きかった気がする。	疑重複であれば会社に対して連絡はしましたが、ないといわれればそれ以上のことはできませんでした。 住所管理がされていなかったのでその人の記録としての断定ができなかったことと、気軽に付番できたことが、いくつも手番を持つ結果になったと思います。
10406	地方庁	その他(社会保険事務所)	・厚生年金被保険者記録の庁保管のカセットが開かれてなく、どなたの記録なのかまったくわからない手番が多く残っている。 ・国民年金被保険者台帳の一部が(全加入期間未納記録が無い方等)マイクロ化されず廃棄されている。	・カセットを開く、紙台帳、払出簿と記録の突合。	業務課などで、記録の補正、重複取消等処理をしていたので二つ以上の年金手帳を持たれている方がいらっしゃるのはわかっていたが、年金相談窓口についたとき、未統合手番が多いことに驚いた。	窓口、電話相談時にお客様に再度記録を確認していた。記録が見つかり、再裁定の手続きを多くの方にしていただいた。 老齢年金等請求時に事務所あるいは担当者によって、充分な職歴確認をされてなく、記録の漏れがあったり、氏名索引(たとえば、氏名の読み方、生年月日をはずして検索など)、事業所検索等まちまちで記録があるのに確認できない場合がありました。検索方法の研修、氏名検索を二人でおこなったりしました。 記録をオンライン化する際、誤入力、カセット未開、また厚生年金の取裏に関して本人への通知(年金手帳への記入など)がされなかったことが記録漏れにつながったと思います。お客様への充分な説明、確認ができていない点も反省しております。
10407	地方庁	その他(社会保険事務所)				
10408	地方庁	その他(社会保険事務局)		実際に年金業務に携わっていない為具体的な方策は挙げられませんが、時間がかかっても一つずつチェックし・・・	既に発生している問題がここで明らかになった事は、未来への負債を少しでも少なくする上でよいことであったと認識している。これを機に健全な組織作りが出来るとよい。 宙に浮いた年金記録が大きくマスコミに取り上げられた頃	通常年金業務に携わっておらず積極的なアプローチは不可能な為、応援という形でしか対応できませんでした。 年金記録について問題がおきてしまったことが既に問題ではありますが、その後の対応として、とりあえず形を整えるような対応を取っている様に思います。 結果を急ぐのはもちろんですが、長期的な計画が必要であったと思います。
10409	地方庁	その他(社会保険事務局)			社会保険庁が、過去の厚生年金・国民年金の記録を正確に管理できていなかったと認識していました。 約5000万件の未統合記録が存在することが、マスコミで報道された頃です。	年金の記録問題が社会保険庁の最重要課題であると認識し、事務所支援や管理第三係への支援を積極的に行いました。
10410	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません。	それぞれ得意分野があるはずです。エキスパートを集め集中的に行うことが肝心です。 土日祝日、時間外を活用し全職員で一定期間集中して取り組む必要がある。	採用当初より不完全な記録がWM上見受けられ、相談・あるいは調査をするなかで、即答が出来ず、ご本人があきらめ、徹底的な調査ができない状況にあったのは問題であるとは感じていた。	WMにある記録が不完全であることから出来うる限り台帳等の調査を行っていました。 何事も初期対応が肝心であり、オンライン導入時、基礎年金番号導入時等、記録の整備をきっちりしておくべきであり、個人的には記録の整備について意見を強く上げておくべきでした。
10411	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	年金記録問題解決についてねんきん特別便やねんきん定期便による記録確認作業を正確に行っていく事がよいと考えます。	年金記録問題については過去の社会保険行政の問題点が積み重なって発生したものと認識していました。 年金記録問題の存在についてはねんきん特別便の送付が開始される頃に知りました。	年金記録の漏れが判明した場合は即確認等を行う等、窓口や電話対応の際にねんきん特別便についての説明を行い、回答いただくよう理解と協力を求めました。 年金記録問題の反省点について、ねんきん特別便の送付が始まった後に採用された任期付任用職員のため社会保険業務に携わった期間が非常に短く、これまでの社会保険行政の実情を知りません、よって反省点を挙げられるまでに至りません。
10412	地方庁	その他(社会保険事務局)	年金特別便のピンク色の封筒で送られた回答書は、照会に対して一切の調査をしていない。 例:本人が年金手帳に記載されている未統合の手番を照会申出書に記入して送付したにもかかわらず、統合されないまま「第三者委員会へ申し立ててください」との内容の手紙とともに回答された。	年金特別便の本来の主旨が「宙に浮いた年金をなくす」のであれば、数年の時間がかかっても丁寧に調査し、回答すべきである。そもそも、年金特別便、年金定期便と次々に国民に送付しているが、現在の社会保険事務所の体制で国民に満足のいくサービスを提供できると上の方は思っているのでしょうか？国民への窓口となる社会保険事務所の現状をよく見て考えたうえでこういった企画をしないかぎり、体裁や建前のためにメディア向けの言葉を発信しただけでは国民の信頼は得られないと思う。 特に、平成21年の年末が近づき、「特別便の照会について年内に回答する」などといった現状	年金記録問題については派遣として勤務していたころ、テレビを通じて知った。 当時の年金制度や会社からの届書の実態を見れば、こういったことが起こるのは仕方がないと思う部分も大半だが、年金制度が国民の義務となった時点でもっと対処の仕様もあったのではないかと思う。	ご自身の受け取るべき年金をできるだけ早く受け取って頂きたく、お申し出のあった記録に関して、粘り強く調査をしました。他事務所で記録なしと回答された期間でも自分の調査で見つかることもあり、ご本人様に喜んで頂けることをとても嬉しく思いました。 その反面、年末を向かえ、回答の報告件数ばかりを気にしている本庁や事務所長のやり方(たとえばピンク色の特別便回答)に憤慨し、このようなやりかたで果たして本当に国の信頼を取り戻せるのか疑問である。社会保険事務所の職員が一所懸命窓口で頭を下げお客様にご納得いただくよう努力している姿を上は見習うべきだと強く思います。
10413	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知りません	適切な予算で、一日でも早く組織内の記録を突合できるシステムを作ることが必要だと思います。	新聞報道されて、初めて知りました。	お客様に少しでも早く適切な記録を回答するため、日々ねんきん特別便の業務作業に邁進しました。 年金記録問題とひとくくりできる問題ではなく、さまざまな時代、社会状況と医重なる法律改正に関連した問題と考えますが、オンライン導入時にもっと莫大な予算と人員を使って、所内の年金

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10414	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にございません。	年金記録問題の解決に向けてその事務を担うにあたり、事務量は膨大になるわけですから、新たに非常勤の職員を雇い入れなくてはならないわけですが、事務をするにあたっては、年金に関する専門的な知識は乏しいと思われますので、ある程度の期間研修を行い、その作業のマニュアルを熟知させてからそれにあたらせることが大事ではないかと思います。	私は平成元年に事務所に採用され、健康保険・厚生年金の適用事務を行っておりました。この人は他にも厚生年金の番号を数件もっているのになと感じたことは多々ございましたが、その当時は遅くとも年金裁定時に統合されるものだという認識しかございませんでした。	その当時は(8)で述べさせて頂いたように将来統合されるからとの認識しかありませんでした。現時点で思うことは、このような問題を先送りすることなく、その時点で出来ること、最善の方策を考え実行すべきではなかったかと思います。 また年金制度は制度設計自体が古く、法改正を繰り返し行なわれた結果、複雑な制度になってしまったことも記録問題の一因として考えられると思います。
10415	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	存じません。	現在、お客様から照会のあった期間調査を進めておりますが、制度に対する理解度もまちまちであり、勤務した＝厚生年金加入とお考えになるお客様も多くいらっしゃいますので、回答時の説明に苦慮する場合があります。 しかしながら、お客様にご理解をいただくために迅速に真摯に調査業務を進めることが必要と思います。	長期スパンの制度であるため、保険のようなわけにいかず、被保険者であるお客様も年齢とともに記憶も薄れていくことや、お客様御本人に記録の確認を定期的に行っていただくことがなかったことも一因かと思います。 現在は、定期便により毎年お知らせを行ないますので、将来的に問題の発生は防げるかと思いますが、定期便が届いても見ていただけない場合が考えられます。そのような方が多ければ、やはり今後も問題は起こる可能性があると思います。	郵便での通知に対し無関心な方に対しては、種々の勧奨状においても実施してきましたが、電話による徹底など実施できないでしょうか。 現在は、お問合せの期間調査を終了させるために労力は傾注できないかと思いますが、今後、調査回答が落ち着いた時には、いろいろな接触の機会をとらえた制度の周知をしていかなければならないと思います。
10416	地方庁	その他(社会保険事務所)	今年度からねんきん定期便の送付がはじまり、本人から徴収された厚生年金保険料額のお知らせがされています。事業所の総合調査をしてきた経験から、中小企業に特に多いのが、保険料の徴収金額の誤りだと感じています。 社会保険側からは、保険料の請求の際、被保険者個々の内訳を知らせることをしていないこともあり、毎月の保険料が事業所の計算と社保の請求額と一致するかどうかのすり合わせをしていない事業所が多数あり、賃金台帳で保険料の源泉徴収額を確認すると、ひどいときは何年も前の料率で保険料を引き去っていたり、定時決定あるいは随時改定で標準報酬月額が変更になっているにもかかわらずいつまでも従前の標準報酬月額で保険料を引き去っているケースが多々見受けられます。 また、報酬月額について、通勤手当等を含んだ総支給額を届出るという基本的なことを知らない事業所も多数存在しており、随時改定の仕組みについても誤解が多く、事業所側の誤りが記録問題の原因となっていることがほとんどだと感じています。こういった案件のすべてが、定期便の回答として否せられ、社会保険庁側に対応を求められています。 また、高齢の事業主ひとりのみが労働者であるなら労働基準法違反となるような極端に低額な報酬月額で被保険者となっている法人事業所が存在しています。実質報酬の決定についても個人事業所のようなものであり、自由がきくので、明らかに安い保険料で保険加入したいがために最低の報酬月額にしている事例がみられます。年金だけでなく保険財政の圧迫にもつながって	事業主の適用について、1万円や2万円の報酬月額で加入できるかとの問い合わせを受けることがあります。 法人事業所の強制適用を見直し、5人未満の法人事業所については、個人事業所同様、事業主と従業員の同意により加入の申請を受け、社会保険庁の調査を行った上での認可制の任意適用とし、事業主の適用についても、報酬月額の下限を早急に定め、一定の基準の保険料の滞納が発生すれば認可取消できるように法の改正を行う。 適用課の審査・指導部門職員の大幅増員を行い、きめ細かな事業所指導・事業所調査を行う体制をつくること。 記録問題の解決のため、特別便・定期便の対応に人員をさき、適用担当職員の数を縮小することは、事業所指導や適用届出のきめ細かい審査・指導ができなくなって、事業所の届出誤りを見過ごしてしまい、現在の年金記録が正確なものでなくなってしまうことにつながり、本末転倒です。	3年前に社会保険調査官になってから問題を知りました。ほとんどは事業所側の問題だと認識しています。 ただ、現在の保険料は高く、景気が悪化している状況の中事業所にとって、厳しいと思います。	事業所が誤った認識をしていたり、誤った保険料徴収をしているときは当然指導を行いました。記録問題の対応と、事業所調査と平行してうまく実施できる方法はなかったのかとは思います。
10417	地方庁	その他(社会保険事務局)	ございません。	現役並みに年金実務に精通する知識を保有する退職者や社会保険労務士などの人材を登用することで、過去記録の整備を早期に進めていく他に、他の年金基金や共済年金制度のシステムを参考にして、国民一般の人から、よりわかりやすい年金制度上のシステム改善を図っていくことも併せて問題の解決を図るべきかと思います。	新聞等の報道で具体的に認識したものが、ほとんどです。平成19年頃かと思います。 ただし、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されてます。これより以前の厚生年金の被保険者の年金記録には、国民年金のように個人の住所を必要とされておらず、その後の年金記録の整備においても、勤務先情報が確認とれない場合、本人記録と断定出来ない要因のひとつとなっております。宙に浮いた持ち主不明な年金手帳番号が存在することについては、平成9年より前に国民年金の実務を担当した平成2年頃になるかと思います。	年金記録問題における電話相談センターへの業務支援などへの対応を少し行いました。 また、(8)の基礎年金番号制度が制度発足時より行われていれば、保有住所情報に基づき、より早くねんきん特別便などのように、国民に対する情報提供サービスが行われて、年金記録の統合化が促進されていたかと思います。
10418	地方庁	その他(社会保険事務所)		本人記録の可能性がある方について、通知・確認を1件づつ確実に行っていくしかないと考えます。	年金記録問題は早急に解決すべきと考えていますが、確実に処理していくことも併せて重要なことであると考えています。	1件づつ確実に確認していくよう心掛けて処理に当たっています。 問題点として ①基礎年金導入後、基礎年金番号の設定を早急にすべきであった。 ②記録の通知を計画的に実施すべきであった。 と考えています。
10419	地方庁	社会保険事務所課長級以上		紙台帳の点検で報酬を確認することになっているが、あくまでも大半が年金受給者であり報酬確認を全件しただけでは、信頼回復には結びつかないと思われます。 年金定期便のグレードを上げていくことだと思います。 とくに、現役加入者に対してアプローチしていくことが必要です。 ①年金定期便をわかりやすくする。たとえば、図、まんが等を取り入れて制度説明をする。 ②年金加入の魅力を伝える。たとえば生命保険と対比した障害年金・遺族年金の保障内容。税金の投入内容。保険料の所得税控除。など。 ③年金生活者のなってからの生活プランの提案。 海外移住で年金で生活している実例など紹介を織り交ぜていく。	1、①制度設計時点での誤り。(当然、現在でのコンピーターの発展は予測できなかったし、一人一ツの手帳番号であることが前提であったこと。) ②基礎年金番号導入時の我々現場職員の記録登録の職務怠慢。 などによる長年のツケが一気に噴出し年金制度の信頼が崩れるような問題であると認識した。また、制度発足後半世紀以上の誤りを数年で解決するには困難であるとも感じた。 2、昭和62年に社会保険事務所に入った頃は記録管理は間違いないと疑わなかった。しかし、平成8年に国民年金の業務をしたときに納付記録がないお客様の領収書を見て「消えた納付記録」があることを知ったが、この記録問題で取り上げられるほどひどい状況であるとは思わなかった。	1、国民年金記録に関しては社会保険の記録は絶対的に信用できなくなったので、お客様からの問合せがあった場合、市区町村の納付記録も確認した。しかし、それ以上の対応は思いつかなかった。 2、厚生年金の未統合手番について、基番導入時から庁の指示により統合していくべきであった。にも関わらず現場判断で調査せず、疑重複手番を放置してきたことは猛省すべきである。
10420	地方庁	その他(社会保険事務局)	国民年金の特殊台帳を局で審査していますが、国民年金保険料の還付漏れがこんなに多いのかと正直驚きました。還付漏れの話は新聞等にはあまり出ていないような気がしますので・・。	基礎年金番号が把握できれば還付決定通知を送り、1件1件還付していくしかないと思います。	年金記録問題は、必ず解決しなければならない重要な問題と認識しています。問題の存在を知った時期は、はっきりといつとは覚えておりませんが、マスコミで取り上げられるようになってからではないかと思います。	記録問題の解決に向けて、休日出勤して台帳を審査しています。それとともに、これ以上誤った記録を作ることがないように適正な事務処理を心がけ、委託業務も委託する際に処理誤りがおきないように注意しながら処理をしています。 反省点については、もっと記録を適正に取り扱うという基本的なことがなぜできなかったのか・・・ということがあげられると思います。
10421	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	解決するために国全体で取り組んでいかないといけないと思います。	昨年の7月から任期付職員として採用されたので、それまでは年金記録問題については知りませんでした。	年金番号を一本化する時や年金請求のときに氏名検索や調査をするべきだったと思います。
10422	地方庁	社会保険事務所課長級以上		時間がかかっても現状の記録確認をきちんと終わらせること。 短い期間だからといって、一概に記録があったことにするのは、乱暴な話だと思うし、きちんと納めていた方からの理解が得られないと思うから。	オンラインシステムができて、氏名索引ができるようになったころ、年金番号を一人で、複数持っている可能性がある人がたくさんいることを知った。その当時は、年金を受給する際に整備されると思っていた。 年金請求の仕事に携わるようになってから、本人の可能性のある記録でも本人の記憶がないと確認できないことに問題を感じていた。 今回のような記録問題は、過去には、考えていなかった。	記録の確認の際に漏れがない様注意し、不明な点のない様心がけた。 年金額の変更についてもできるだけ詳細な説明を心がけた。 今さらであるが、もっと早い時期に、オンラインで記録確認ができるようにしたときに社会保険庁が主体での問題提起ができなかったのか、いろいろな問題が起こることを想定し、対処方法を考えられなかったのか残念です。
10423	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に在りません。	特に思い当たりません。	年金記録に、多数の誤りがあり、早急に記録を訂正して、より厳正な管理をしていかなければならない。 度々、新聞やテレビで報道されるようになってから知りました。	ねんきん特別便による、期間調査業務を、極力行いました。 記録の整備や調査に、必要な人員の欠如。
10424	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金得別便や年金定期便において、すでに自分の記録があっている、違っていると回答をいただいている お各様に対する対応については、ある程度の目処はつきつつあるのではないかと思われますが、定期便等を送付しても回答をいただけないお客様に対しての対応強化が必要です。(すでにいろいろと対応中ではありますが。) また、旧台帳の記録検索システムの更なるレベルアップが必要です。全国版の事業所検索システムは導入されましたが、台帳確認はSOLSに頼らなければなりません。情報の抽出条件をもう少し細かく設定できれば と考えます。	当初年金記録問題については、年金の記録自体がなくなったりすることはないと考えていました。実際に適正に届けがあっている厚生年金の記録自体は消えたりはしていませんが、しかし、記録問題対応のため、厚生年金手番払出簿の確認を行った際にSOLSに氏名の登録がない、生年月日が違うといった事例が数多く見られたため唖然としたことを覚えています。これではお客様の記録が見つからずに記録が消えたといわれても仕方がないと思いました。 また、記録問題の存在時期ですが、平成9年の基礎年金番号導入の際に1人の人がいくつもの年金手番を持っていることを知り、手番が分からなければ記録の確認ができないが大丈夫かと思ったころでしょうか。	お客様からの確認依頼については、基本的に記録が存在するものとして調査を行うことにしています。事実かなりたくさんの記録を確認することができています。(事業所適用前の記録確認は別ですが。)この問題は、個人で何とかなるような問題ではありませんが、お客様一人ひとりについて確実に確認していけば最後には皆さんに納得していただけると考えます。 問題点については、数限りなくあるように思います。制度発足当時は年金の支払はまだまだ先のはるくらいの認識しかなかったのではないでしょうか。年金の記録というのはいわば銀行にお金を預けているのと同じようなものです。最終的にいざ支払おする時にお金がありませんではお客様が納得しないのは当然のことです。台帳への記載1つとってもお客様から預かったものとして、今の現状のように大切に取り扱っていればおそらくはこのような問題自体おきていないのではないかと思われます。職員一人ひとりの意識が大切です。
10425	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	すでに死亡している方の記録の確認は難しい問題である。	死亡者の親族や当時の同僚の証言を求める方法しかないと思うが、相手を見つけることができるのか、証言を得られることができるのか、難しい問題である。	未統合である記録が数多くあるため、この記録をすべての加入者に結びつけることができるのか疑問であった。この未統合である記録の存在を知ったのは、期間照会事務の担当となった頃(6年位前)である。	期間照会のあった方の対応について、より綿密に内容を調べたり問い合わせを行った。平成9年の基礎年金番号導入時に、もっとしっかりした対応方法がとれなかったのか反省点がある。
10426	地方庁	その他(社会保険事務所)		まだまだ、未統合の記録があると思うので、定期便などを活用して個人の記録に結びつけていく。	手番統合など、年金裁定時や加入など何かの手続きの際に統合すればいいものと考えていたので、問題として認識していなかった。WMに入っていない厚生年金記録があることは、今回の問題で知った。	未統合の記録が一件でもなくなるように、窓口に来たお客様の記録を調べ統合するようにしました。 歴史的なものもあると思いますが、厚生年金などの管理をきちんとしていれば、このような消えた年金と言われずに済んだような気がします。名前が違ったり、生年月日が違ったりと、ずさんと言われても仕方がないように思いました。現在は基礎年金番号制なので一人にいくつも番号が払
10427	地方庁	社会保険事務所課長級以上		・今後旧台帳記録が可視化されることを踏まえ、厚生年金の資格関係事務に携わったOB職員の活用等による現場事務所での的確な確認・統合処理を行う必要があるものと思われます。 ・国民全員が自分自身の加入記録をいつでも閲覧・確認できるようなシステムを構築することにより、年金加入意識の高揚や不正防止等が図られるものと思われます。	昭和61年年金給付課に配属されて以降。 厚生年金適用事務の経験が無く、未確認・未統合の記録があるのは個人・個別の問題と捉えており、全体的な対応が必要との考えには立ち至りませんでした。	他の係員とも情報交換を行い、全体的な問題として事務所役付け会議等の議題となるよう発言する必要があったのではなかったかと思われます。
10428	地方庁	その他(社会保険事務所)		特効薬はないと思いますので、これまでと同様一件一件丁寧にあたっていくほかはないと思います。	未統合の手番があるのはわかっていましたが、年金裁定時に調査・裁定されるものだと思っていました。 18年に発覚するまで知りませんでした。	裁定時に統合するものだと思っていたので発覚までは特段の対応はせず、被保険者から納入相談があったときや、戸別訪問時に調査する程度の対応しかしていませんでした。 反省点としては一年二年で簡単に終わる問題ではないので、平成9年の基礎年金番号導入時から徐々に調査していくべきだったのではないかと考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10429	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません	年金記録問題については、様々な原因があり、短時間で解決できないことと認識しています。 丁寧に、時間をかけて処理を進めるべきだと思います。 早期解決も重要なことですが、後々に問題を残さないようにするのが大切と考えます。具体的な方策については、今現在地理くんでいることを、進めていくこととと思います。	年金記録問題として認識したのは、世間一般で騒がれるようになった頃です。 基礎年金番号制度が始まったときに、それ以前は制度ごとの番号があること、また一人で複数の番号を持っていることがあるのは、社会保険の職員であれば、誰もが承知していることで、こそ年金番号制度導入後、整理を進めていくものと認識していました。 オンライン切替え以前の記録については、事故リストの補正等のありましたし、、これほど問題があるとは想像もしていませんでいた。	一人で複数の番号を持っている可能性があることから、年金裁定時の記録の確認に注意をしました。 基礎年金番号制度導入後の、記録統合処理の進め方が、不十分であったと思われます。
10430	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	完全に別組織を作って、社会保険OB及び民間人を採用して、専門的に対応すればいいと思います。	大変重大な問題だと思いました。 また、この問題を知ったのは、マスコミ報道だったと思います。	当時の大臣が言っていた「1日でも早く、全件を解決します。」のとおり、指示があった案件については、早急に対応してきました。 当県では、全職員が長時間残業(休日出勤を含む)を1年以上続けて対応してきたおけげで、ある程度の解決はできたと思います。 その一方、他県(特に関東地方)では、調査件数が莫大であったこともありますが、完全予約制で対応し、職員も残業することない。という噂も聞きました。 それを踏まえて、反省点は、この問題に対しての危機意識レベルが、各個人及び各県での違いが生じていたことだと思います。 また、このような違いが生じるのは、通常業務を行いながら年金問題を解決させようとする方針が、一番の反省点だと思います。
10431	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録の調査には経験が必要な部分が多いので、ベテラン職員を中心に人数をかけて調査にあたる。	採用後、オンライン導入前は紙の台帳で記録を管理していたため、年金請求時に確認をするのが大変な作業となる事を知った。	紙台帳をオンライン化する際に氏名の確認をしなかったため、氏名不一致の記録が存在することになってしまったこと。 また基礎年金番号導入時に、他の手帳番号を保有しているかの確認を行ったが、その後統合や記録整備に重点をおいてこなかったこと。 結果として年金の裁定請求時に整備すればよいという意識でいたこと。
10432	地方庁	その他(社会保険事務局)	過去に勤めていた事業所名や勤めていた期間や事業所の場所など、記憶が定かでないのにもかかわらず、年金を払ったと主張される方もいらっしゃいました。	作業の順番など計画をもって、実情に見合った計画をたてること。早く解決しなければいけない問題ですが、期限をきりすぎて雑な仕事をしたりしないよう、誤りのないよう直実な処理を行うこと。	年金記録問題については平成19年5月頃のニュースで知りました。問題の内容がよくわからず、記録の統合されていない番号が多数あるという認識でしかありませんでした。その後、脱退手当金を受け取ったか否か、国民年金保険料を職員が直服していた問題を知り、驚きと衝撃を感じました。	信頼は一瞬にしてなくなりますが、なくなった信頼を回復させることはとても難しいことだとおもいます。革の根の活動だと思いました。問題があっても自分はその中でできることをやって、地道な努力の積み重ねしかないと思いました。 早急に対処していかなければいけない問題ですが、対処の方法が現状に見合った計画、ビジョンを持った計画をたて実行できたかは疑問が残ります。たとえば年金特別便や定期便の発送後に国民年金特殊記録台帳の突合作業に入ったことなどです。
10433	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		年金記録問題については、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入され、一人が複数持っていた年金手帳番号を年金制度加入者への照会及び年金請求時等に統合してきたところだが、統合されないまま残っている年金番号について徹底した対応及び対策が行われなかったことが、問題の原因だと認識しています。 基礎年金番号導入時において、厚生年金にかかる記録調査の業務に就いていたため、年金手帳番号を統合するために、基礎年金番号を通知した際の照会及び平成10年頃から始まった過去記録の整理により照会していたが、回答のない方が多く組織として苦慮していたことを記憶し	電話及び窓口相談時において、年金制度加入者に基礎年金番号実施の効果を説明し、年金手帳番号の統合を速やかに行うよう説明に努めたが、年金請求時までに統合が完了していれば良いという考えもあり、あくまでも年金加入者の行動によっての対応しかできず、自主的な対応に欠けていたと思う。
10434	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にございません。	ひとつひとつの事案を、他人のものではなく、自分のもののように重要に考えて、真摯な対応を心がけることが大切だと思います。	最重要課題であると認識していました。 ねんきん特別便が発送(平成19年12月頃)されるより少し前に、直属の上司から教えていただき、知りました。	上司や先堂の指示に従い、積極的に取り組みました。 具体的には、 事務所へ休日日窓口支援に出張 目黒電話センターへの出張(夜勤あり) 事務局で記録整備(台帳整理)を支援 地元商店街でのとくべつ便回答のお願いの呼びかけおよびチラシ配り 事務所での窓口および電話対応 などになります。 引き続き、真摯な対応をし、正しい年金の給付につなげていくことが必要だと思います。
10435	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		年金記録は、将来の年金額に反映する大切なものであることを認識し、業務にあたってきました。年金記録はこれまでの長い歴史の中で、働き易かった時代には一人で何本もの手番を持ち、整理されていなかったものと思います。いつ頃かは分かりませんが、以前より、各種届出とか年金相談のときに索引したときに他に手番が有ることはありましたが、その都度お客様に尋ねてきました。年金に反映する大事な記録であることを本人に説明しても分からない場合が多く、その場では索引することができませんでした。とくに死亡した方に係る記録は、家族に尋ねても分からないということが多くありました。	年金記録は年金額に反映する大事なものとして、時間がかかっても探し出すように努力しました。(しております)昔は手作業での処理であったため、思いもつかない読み方で登録されていることがあります。そのため、色々な方法で探しています。 現在は、WMにてマイクロ索引が出来るようになり、以前よりは即時に記録の確認が容易になってきました。 以前は、このようなマイクロ検索システムがなく、氏名索引をするか手作業での調査しかありませんでした。年金の記録の機械化が遅かったこと、マイクロ索引のようなシステムの導入がもっと早ければこのような年金記録の未収録は少しでも防ぐことが出来たのではないでしょうか。また、お客様に職歴等を尋ねるときに、もう少し掘り下げて尋ねてみることも必要だと思います。 今後は、一気に解決とできれば良いと思いますが、これまでの長い時間の中での記録ですので、一件々解消を図っていくことが大事であると考えます。
10436	地方庁	その他(社会保険事務所)	生活保護受給者にかかる記録照会が市区町村の福祉事務所から提出されるケースがある。 その際、本人らしき手番が判明しても、積極的に本人への確認を行う事はほとんどない。 生活保護支給のための確認書類として記録回答票が添付できさえすれば良いというスタンスのように思われる。 これではいつまでたっても解消するはずがないと思う」。	福祉事務所への協力要請が不可欠。	このような問題が起きるのは当たり前です。 年金記録記録問題が大きく取り上げられるまでは、期間照会調査時において本人らしい記録が見つかっても、会社名をふせ、本人の記憶のみ優先してきたのだから、無理もありません。 平成9年に基礎年金番号導入時においても急いで統合の手続きをする必要はない。年金請求時にすれば良い」と、お客様に説明するよう指導されました。 手間のかかる事は後回しという体質が、年金記録問題を生んだと思うし、その体質を変えなければ、いつまでたっても解消しないと思います。	上からの指示どうりに業務することは、確かに当たり前のことであるが、自分がおかしいと気づいた事は、もっと積極的に企画・提案すべきであったと思う。
10437	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	算定届出もれで保険者算定した場合、実際の給与と見合わない保険料を徴収されているのではないか。(被保険者は気づいていないケースがあるのでは？)	年金給付については問題なし(保険料負担に見合った給付なので)。 (適用業務を離れているので、現在の算定等の仕組みがわからないですが) 保険料の定時決定・随時決定の際に、事業主だけでなく、個人あてにも決定通知をおくるべきではないでしょうか。	以前に再裁定を担当していたとき(平成12年)は、手帳を複数もっている人がいるのに、基礎年金番号スタート時になぜ突合できなかったんだろう・・・程度であまり深く考えていなかった。年金請求時に期間照会すれば漏れはないと認識していました。 標準報酬の問題に関しては、報道で知りました。	現在再裁定の部署に配属されているため、未処理を減らすよう努めているところ。 年金は請求するものだから、期間の漏れは請求者が悪いとの認識が行政側にあったのではないかと思います。行政サービスとして、受身ではなく行政側がもっとリードしないといけないと思います。
10438	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題に関しては、社会保険事務所に入所する前から報道されていました。 年金記録は、社会保険庁のずさんな管理が問題となっているが、年金制度の複雑さも問題だと思う。 浮いた年金の処理件数を上げることも大切だが、中身を確認し確実に処理していくことも大切だと思う。	個人が、自分の年金を管理できるように意識付けをしていくことが大切だと思う。 年金記録の処理件数をあげることに必死になり、年金記録の統合ミスなどが増えるクレームが増えるのでは、何の意味もないので一件一件確実に処理していくべきだと思う。
10439	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	年金受給権者および被保険者から提出された、ねんきん特別便・申出書をできるだけ請求者にわかりやすく回答することが必要と思います。 また、窓口相談に来られた人のわからない点を丁寧に説明することと思います。	国民が安心した生活をおくれるために、密着した大切なことであると認識しています。 マスコミ報道によりで取り上げられてからと思います。	窓口相談においては、特に古い記録は相談者からできるだけ詳しく聞き取りをして対応しています。また、そのためにはその時の年金記録関係の書類等何かありませんかと聞き取りをしてできる限りの調査をしました。
10440	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特にありません。	お客様第一に考えて、できる限り早急に記録確認作業を行い、お客様に回答するとともに、再裁定の必要な受給者には、新たな年金額の支払いまでの期間を大幅に短縮して、サービスに努める。 そのためには社保庁OBなど、記録確認のノウハウを持った者を大勢雇い、人海戦術で業務にあたる必要がある。 また、懲戒処分を受けた職員の中には、ノウハウを持ったモテベーションの高い職員が大勢いるので、それらの者の力を借りるべきだと思う。	1つは、被保険者名簿→被保険者原票→CP管理と、長期間にわたる記録管理の変遷があったことから、記載や入力における人的なミスは必然的に起こるべきして起こったと感じている。 特に被保険者原票の記録をPC入力した際、当時はカタカナ入力だったため、正式な読み方を確認せず、社会保険事務所では賃金職員を雇い被保険者原票に適当なフリガナをふり、どんどん進達した覚えがあります。 当時「こんなフリガナ(読み方)でいいのか」と疑問に思った職員は多かったと思う。 実際にこの問題を感じたのは、昭和59～60年頃と思う。	実際に届書等で、該当者と話をする機会のあるお客様には訂正等についてお願いをして訂正をしたが、その他のお客様分は、疑問に思っても見逃さざるを得なかった。 反省点としては、被保険者原票の記録をPC収録するにあたって、事業所等に対し、正しい氏名の読み方の確認や再度生年月日の確認をするべきだったと思う。 また、その後、このような問題を把握した時点で、ねんきん特別便か定期便のように、記録を確認するべきだったと思う。その時点なら、まだ、年金受給者数数(記録)や被保険者記録が少ない時代で、もっと労力をかけずに記録確認ができたのではないかと思う。 そして、その後一定期間おきに確認をしていれば良かったと思う。
10441	地方庁	社会保険事務所課長級以上			オンライン以前の記録については、事務所より社会保険庁への記録進達方式であり事業所ごとの記録管理のため本人が手帳番号を提示されない場合はそれぞれ別人としての管理となりカタカナ氏名生年月日事業所名のみでの判別となっていた。そのため本人からの申し出がないと統合されないため年金受給のさい高齢となって忘れている場合は確認できず損失となるケースが心配されていたと思います。年金相談の際本人への聞き取り調査をしてもセンターでの記録入力不備等があり確認できない場合は、当時の事業所管轄の社会保険事務所で名簿等の調査を行っていたが、事業所記号は名称の頭文字で起こしており、本人は事業所の正式名称等を覚えていない場合検索ができない場合もある。また、当時の適用雇用により加入未加入・国民年金	オンライン以前分については、検索システムが不十分であり本人からの聞き取りが重大な資料となる。窓口来所のかたについては、聞き取りを十分におこない、一つ一つの確認をおこなうようにした。厚生年金については事業所からの届書提出であり被保険者に確認が十分にされていないことから直接本人への登録内容確認が必要と思います。事業所に対しての説明会も最近は行われず算定の調査も以前のようにされていないことから事業所からの届け提出内容確認作業を確実に行うことが必要と考えます。
10442	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	検索しやすいようにする。	採用された時、期間照会の方法	期間照会担当のとき全力でさがした
10443	本庁	その他(本庁)	特にありません。	特にありません。	未統合の年金記録が多数あるという認識はありました。また、統合帳からの入力ミスとおもわしき事例を訂正したこともあります。この問題を認識したのは入庁後しばらくしてからです。	受給者・加入者より期間調査の申し出があったときには丁寧に、緻密に調査を行うように心がけていました。(別手番の確認・市町村への調査など)ただ、平成14年の国民年金保険料徴収事務の国一元化以降、このような事務に対し時間を割くよりも収納率を上昇させることにあまりにも重点をおきすぎ、細かい調査をおこなうことが困難となりました。ある時期に行われた収納率重視主義は、組織として反省すべきと考えています。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10444	地方庁	その他(社会保険事務局)				
10445	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	年金記録問題の一般に知られていること意外の問題は、わかりません。	年金記録問題を解決に向けて、ねんきん特別便にかかる記録調査・統合処理・再裁定処理を一刻も早く行うことが先決だと思います。 しかし、ねんきん特別便を既に受付しているが、手付かず状態になっているものは、平常業務もありますが、全職員が一丸となって、事務処理を行うしかないと思います。	年金記録問題は、今まで私たち社保庁職員が国民に対して、不利益をもたらし、無責任な業務を行った、大変な問題であることを認識しておりました。 また、この年金記録問題が存在することを知ったのは、平成9年の基礎年金番号が導入されたときだったと思います。	私たち社保庁職員が国民に対して、不利益をもたらし、無責任な業務を行った、大変な問題であると認識していましたので、通常業務をストップさせても、最優先で年金記録問題を一刻も早く解決し、国民から信頼を回復させようと思いました。平日・休日関係なく、年金記録相談やねんきん特別便の窓口業務・年金電話相談センターの電話相談業務やねんきん特別便にかかる統合処理等を行ってきました。 年金記録問題を解決するために、ねんきん特別便の支援体制が決められたら、全職員が一丸となって行うべきものと思っていましたのですが、中には問題意識が薄いのか、参加していない職員もいたと思います。 今後、一刻も早くこの年金記録問題を解決するためには、全職員が問題意識を改めて周知する
10446	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ねんきん特別便の調査をまず完了させる。 WMのデータで未入力の項目のあるものは紙台帳・マイクロフィルムを確認し補正する。 そのうえで、再度可能性の高い被保険者・受給者に文書を出す。	年金問題がでる前、被保険者からの記録照会の業務を行っているとき、WM上の記録が紙台帳の記録と違うことが多いとは思っていましたが、こんなにひどいとは思いませんでした。	特別便の調査が完了してから、定期便を送ったほうが良かったのではないでしょうか。特別便と同じ内容のお知らせが届くのは、不信感を募らせるだけのような気がします。実際、定期便へもそういったコメントが書いてあります。事務所での調査も同じ方のを何回も何回もするのは効率が悪いです。 WM上でもっと詳しく処理の経過がわかればよかったです。ご本人から問い合わせがあっても業務センターで調査している場合は経過が全くわからず困りました。
10447	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	引き続き、本人申出による第三者委員会での判断が妥当と考えます。 また、既に第三者委員会であっせんが行われた事業で、容認に至った判断基準の整備を図り、職権による訂正を認める方策が望ましいと考えます。	記録管理ができていなかったことは国民に対し申し訳がなく、年金制度に対する信頼を裏切る結果を招いてしまい、本当に恥ずかしい限りです。 一日も早く持ち主の分からない年金記録を特定(持ち主を判明)させなければならない非常に重要で大きな問題であると認識しておりました。 平成9年1月の基礎年金番号導入以降、他の手帳記号番号を漏れなく基礎年金番号に登録していかなければならない作業が発生することは承知しておりましたし、実際に継続して作業を実施してまいりました。	平成19年6月8日(金)に街頭で年金記録を確認していただくためのチラシ配布以降、事務所・相談センターに連日大勢のお客様が来訪され、一日も早く持ち主の分からない年金記録を特定(持ち主を判明)させなければと全職員で相談に対応いたしました。これ以降現在までお客様からの相談やねんきん特別便等に対する回答書(記録照会)に全所体制で取り組んでまいりました。 平成8年12月以前においては、制度別に手帳記号番号が異なっていることは当然でありましたが、制度ごとに複数の手帳記号番号を取得している方が相当数存在する実態がありました。いわゆる会社を変わるごとに新しい手帳記号番号を取得しているなど資格取得時の手帳記号番号の確認が不十分でありました。 過去の紙ベース等によってセンターに進達された年金記録がデータベース化されていなかったことについては知りませんでしたし、大変驚きました。 基礎年金番号に他の手帳記号番号を漏れなく登録していかなければならない作業に対する使
10448	地方庁	その他(社会保険事務所)	・一つの厚生年金手帳番号が、別々の被保険者に付番されているケースがある。 例)1234－567890年金太郎男昭和3年3月3日 1234－567890保険花子女昭和5年6月7日 ・厚生年金手帳払い出し簿と索引票とで情報が相違しているケース。 例)払い出し簿 1234－567890年金太郎男昭和3年3月3日○○商事 索引票 1234－567890保険花子女昭和5年6月7日○○商事 ・厚生年金手帳払い出し簿と事業所名簿とで情報が相違してるケース。 事業所名簿に記載されている手帳番号の払い出し簿を確認すると、別人情報となっている場合がある。	①現在、各県とも県内の名簿(旧台帳)を事務局等で一括集約して取り組んでるところが多いと思うが、可能であれば、全国の名簿を一ヶ所に集約し、専門スタッフを配備し集中して処理したほうが良いと考える。(本店勤務、支店勤務と分かれている場合や、関連会社が県をまたがってあったような場合、支店の記録に該当者記録がないから、本店を調べるというタイムロスを省略できるし、台帳に適用の状態が記載されていれば調査しやすい。)全国分一括集約にあたっては、各事務所毎に事業所名簿についての取り扱い等の注意事項があると思われるので、それは確実に引き継ぐように配慮が必要。また、配備スタッフについては、旧台帳の取り扱いに精通している者とアクティブに動ける者を配属することも必要。 ②現時点で、WM上、手書者としてある記録が、カセットに収納されたままの状態の記録があるので、それらを全て開放する必要がある。調査上、支障が生じている。	記録のズレがあることは、あってはならない事だと感じていた。 平成16年に資格照会業務に携わった時に意識した。その前にも平成13年に資格照会業務についた時には、氏名や生年月日が相違している台帳が意外と多いとは感じていた。	コンピューター管理以前は、当然、手管理だったわけだが、その当時の台帳記録作業がまずいものが、今回のような事態を招いたと考える。 例えば、氏名の記載誤り(氏名の漢字を略したり、崩し文字等を使用)、生年月日の記載誤り(一連名簿の場合、前後の被保険者の生年月日を記載してるケース、取得年月日を記載してるケース)、性別誤り(単純ミス、記載なし)、報酬記載ミス(報酬記載方法が、等級表示から報酬額表示に変更になった際の事故)等が、そのままコンピューター管理に移行されて、間違ったままのデータが収録されてしまっている事も原因と考える。 私が資格照会業務に携わっていた時、多少の生年月日の誤差、氏名漢字の誤字について、照会者からの照会内容及び本人に聞き取りを行って、記録調査を実行して、出来る限り記録判明に努めました。(その当時、生年月日、氏名漢字の相違について、他人記録として取り扱うように指導があり、深く調査する姿勢が乏しいと感じていたことを記憶している。) また、間違った記録のまま年金裁定されているケースもいくつかあることが、調査段階で判明したこともあった。例えば、報酬が名簿とWM上で相違しているケース。一つの記録が別々の2人で共有状態になっているケース。 これまでの管理体制、処理体制を見直すことが必要で、今般の組織換えに反映されれば良いと考える。
10449	本庁	その他(本庁)		自分の実務上の経験から考えても名簿等紙媒体の記録とオンライン記録の整合性が取れないケースが多々あるので、紙とオンラインの突合は大変な作業量、労力を伴うが正確な記録を管理するという立場からは是非やりぬくべき作業だと思う。	新人の頃三鷹の記録課に在籍していたが、その頃から何故基礎番に統合されていない記録(他手番)があるのか、そして何故簡単にも記録が見つかるのか不思議でならなかったが、そこが最初に記録問題を考え始めた原点であった。 その頃はまだ大きな問題になっていなかったがこんな状態では大変な事になるのではと認識していた。 事務所に紙で名簿の記録があるのに何故オンラインに入ってないとか疑問だらけであった。	戦務に応じて一般的な対応はしたので、少し細かい事を書くと本人の申出に基づきWMで020-1-10で事業所検索をし020-1-11で事業所名簿の中身を見ていくと本人の記録が見つかる場合がある、旧姓で入っていたりもする。 基礎番、他手番どちらにも収録されていない記録が見つかるケースもあるが、大規模事業所の場合WMに従業員全ての記録が入っているわけではないのでその場ではすぐわからない場合もある。 こうして考えるとやはり紙媒体からオンラインに収録する際のミス、並びに基礎番を導入する際の
10450	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。			
10451	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	・紙ベースのデーターの移行誤りが見受けられるので、再チェックが必要。 ・カセット記録の移行整備ガ必要。 ・記録整備を行ったうえで再度、ご本人と思われる記録について、確認勧 奨を行う。	期間照会を担当する中では、複数の年金番号の記録、通称名や年齢 を偽っての記録等の統合は、よくありましたが、過去の記録の管理が、この たびの問題がでるまでこんなにもずさんだとは正直思っていませんでした。	本人の記録と思われた場合は、当時はこちらから情報をあまりいうことがで きなかったため、ほかに勤務されていませんかというような対応で、記録の統 合を図ったと思います。 平成9年1月の基礎年金番号付番を契機に、過去の共済組合・厚生年 金・国民年金の資格期間を積極的に統合し、年金受給者にあっては年 金受給者の給付記録の整備を図っておれば今日のようなお大きな問題に はならなかったと思われます。
10452	地方庁	その他(社会保険事務局)	知られていない問題は、存じません。	職員一丸となって、早期解決に向けて、今出来る最善の方法で行ってきてい ます。今後もその都度知恵を出し合って、その都度の良い方法で行っていくことが良いと思います。ただし、知識のある職員がかなり居なくなることと、休日出勤や残業が制限されることが予想されるため、これまでの速度を保てるかは、心配です。	機械化の際の原因が大きいのではないかと感じています。特に昔は氏名にふり仮名が無いため(制度発足当時機械化なんて予想もつかない環境でやむを得ないと思います。)。 また、昔は国民に年金に対しての関心や認識が低かったのも原因であるのではないかと思います。	現場では、自分の出来る限り一生懸命みんなと協力して頑張ってきたつもりです。今後も解決を迎えるまで、全力で頑張っていきます。
10453	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。	今までの事務処理が正しいと思い、責任を持って事務を遂行していただけに、それを全部否定されたようでかなりショックをうけました。 過去に遡っての記録の掘り起こしにり、外的要因もあるためたいへん困難を極める問題と認識しました。	迅速に解決するため、目黒の電話センターへの参加や土曜・日曜の出勤をして年金記録問題に対応してきました。 過去の作業の中での事務処理チェック体制の甘さ、電算化する際の業者任せの対応が反省点かと思われます。
10454	地方庁	その他(社会保険事務所)				
10455	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	申し訳ありませんが一般に知られていない問題は見当が付きません。 私が入庁した時は被保険者原票による記録管理を行っていました。資格記録は整理記号番号・生年月日と資格・標準報酬の記録(すべて数値化したもの)を進達票で送付しており、当時では社保庁コンピュータ処理は画期的なものだったのでしょうが、記番と生年月日が基本項目であり、個票(紙媒体)でのやりとり、補正が必要な分の事後点検等がどのように管理されていたのか？ 完全にとはいえませんが、サンプル調査で一定以上の不一致が見受けられるのであれば管理体制に問題があったのかもしれません。	被保険者名簿・原票時代の年金記録を調査するうえでは、当時担当していた、事業所の変遷等をよく知った元職員の存在が不可欠と思います。 紙台帳とコンピュータ記録の突合は、過去においては進達票等の紙媒体による中央処理であり収録漏れなどの不一致があるのは事実だと思います。ただしコンピュータ記録すべてが誤りとはいえないと思います。	20年前に期間調査の業務に携わっていたことがあります。 当時も同一人と思われる複数手番・記録がありましたが、ご本人からの申出、職歴と一致しなければ本人と断定できず重複取消もできなかったと思います。ご本人が職歴を明かされないケースもあったでしょうし、正しい事務処理であったと思います。 当時は何度もご照会されることもありましたので最大限の調査確認をしたつもりです。古い記録をマイクロ記録室で一日中探していたこともありました。	期間調査依頼には極力強く確認しようとしました。決裁で上司より再調査を指示されたりもしました。 事実、ご本人の記録と思われるものもありましたが、ご本人の記録かどうかは、全国で同姓同名の方がおられますし、申出や職歴と合致しないと本人記録と確定しませんでした。(勤務されていた会社名と適用事業所名が異なったり、記憶されてなかったり、氏名(読みカナ)が違うケースが結構あったと思います。)
10456	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	職員を増員する。この問題はマンパワーでなければ解決できないと思います。	早急に解決しなければならない国民生活に関わる重要問題と認識しています。新規採用された頃から少しずつ年金記録問題というのがあるのではないかと疑義を感じていました。マスコミ報道が盛んに年金記録問題を取り上げた頃にしっかり認識しました。	常にお客様の立場にたち、年金記録につきわかりやすく説明するように心掛けています。法律は日々改正されており複雑な部分も多々あるため、職員間でも法解釈に違いがあることから研修制度の充実が必要と考えています。
10457	地方庁	その他(社会保険事務所)	・特にありません。	・コツコツと地道に整理していくことしかないと思います。 ・特別便の未提出者へ再度勧奨を行う。	・年金記録は、その人の人生の歩みだと思い、とても重要な事だと認識していました。 ・期間照会業務がある以上、未統合手番はあると思っていました。ただ、件数等については、わかりませんでした。	・照会期間以外にも、本人記録がないか、氏名検索等を行い、本人へ確認行為を行った。 ・特別便を送付するにあたり、様々な準備不足があったように思われる。お客様に何回も記録を確認する通知が届き、お客様に迷惑をかけたと思われる。(体制整備、システム開発等も含む。)
10458	地方庁	その他(社会保険事務所)		今後も起こりうる問題であるから記録の重要性の認識を徹底する。被保険者が年金を受給するのは、何十年も後のことだとゆう考えを排除する。これは、被保険者への情報提供を毎年おこなうことで解決できると思う。また、頻繁に記録が送られることで、事業主にも適正な届けをおこなわせる契機になると思う。	手書き名簿からウィンドマシンへの記録移行があまりに簡単に終了したこと。 窓口で保険証の交付にこだわり簡単に新たな番号の手帳を交付していたこと。 大企業から中小企業まで同じ認識を持ってはいないこと、適正な届けをおこなうところとそうでないところがあること。などを問題と思っていた。	可能な範囲での情報を提供し記憶を思い出してもらったり協力してもらうようにした。 反省点は、被保険者への情報発信のすくなさ。事業主にたよりっきった届書。 ウインドマシンへの記録移行時の情報の重要性の認識不足。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10459	地方庁	社会保険事務所長	心当たりありません。	現状の調査や加入記録のお知らせなどを継続していかざるを得ないと考えるが、古い記録などは、本人のあいまいな記憶、不十分な確認書類等の中での調査、回答となることから、すべてが信頼回復につながることは難しいのではないか。第三者委員会のような中立的な機関で判断をしていただくことも一定期間必要ではないかと考える。	当初、記録の管理だけが不十分だったことが原因と考えていたが、適用拡大や国年の未加入・未納など制度運営が確立されていなかったのではないかと考えている。 加入記録がわからなくなっているという事象については、採用された昭和53年ごろには、自分自身直接かかわっていないものの、年金手帳の重複払出などの調査をしている職員もいたことから、稀なケースとして問題が存在することは知っていた。	直接かかわっていなかったことや稀なケースとの認識から特段の対応もしていなかったしその必要性も考えていなかった。今から思えば、制度発足当時から加入記録を本人にお知らせし確認していただくことが必要であったと考える。
10460	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	問題解決にかかる業務に専任できる職員の増員。	マスコミ報道により年金記録問題と認識した。 それ以前は各制度ごとに番号を付番していたため、また住所収録や基礎年金番号への統一に時間がかかると思いました。	年金特別便などの対応により解決に向け積極的に取り組みました。 現時点においての反省点は、全体像を確認したうえで、年金特別便・定期便の案内をしたほうがよかったのではないかと思います。
10461	地方庁	その他(社会保険事務所)	第三者委員会において短期間の未納期間を、夫婦のどちらかが納付していれば、他の配偶者未納がなければ、等、本人申し出の通り納付と認める。と、ありましたが、 かつて国民年金業務課において、集合徴収での本人の話や町職員からの話で、「今月は苦しいから自分のだけ」「家計は自分が握っているから内緒」 免除の審査で点数が高い世帯で所得がない妻だけ承認、などはよくあるパターン。 世帯が、夫婦が、必ずしも同様の納付状況とは限らない。 夫婦お互いが、相手の納付状況を完全に把握しているとは限らない。 納付した証明ができないものの納付してない証明は困難。 罰則を設けても、証明ができなければ『言ったもん勝ち』なのは否めない。 真面目に支払った方に『正直者が馬鹿を見る』なんて思われかねない。	大臣公表じゃ、いまさら、解決も方策もないのでは？ 考え直すつもりはおありですか？	全ての情報を紙台帳から移すべきだった。 オンライン化したときの不備なのか、怠慢なのか。 手帳番号があっても、氏名がない、生年月日がない、性別が不明、では、氏名索引等にかすりもしない。では、新番払出にならざるを得ない。 当時、就職するために、職歴詐称、年齢詐称、等などをしているまで、記録を改竄された、年金記録を盗られたと言って責められる。 当時の事業主の無知によるものか、故意によるものか、ずさんな届出についても、今、事務所が責められる。 理不尽な問題。	在職していないときの昔のコトを・・・いまさらどう対応??? 今もそうだが、被保険者・受給者の生の声が活かされていない。 「国民の声」としてあげても、あがっていかない。どこで握りつぶされているのか？ 末端職員に苦情を言っても無駄なので、直接、長官メールするとか、何かと優遇してくれるという知り合いの議員さんにお願いする。 と言われているとおりだと考える。
10462	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	わからない。	ニュースで知りました。	現時点では今後このようなことがないように各種届書に基礎年金番号をしっかりと記入してもらう必要があるかと思います。また定期的に本人に年金記録を送付することも必要かと思います。
10463	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じておりません。	各事務所ごとに窓口・内部業務をしながら、処理するのではなく、一ヶ所で集中処理をもっと早い時期にするべきであったと思います。ながら処理は効率も悪くなりますが、処理の見落としがでやすいと思います。現在、過去の処理ミス等による返納金の件や、平月が下がって減額・過払いの件もでてきており、こちらは対応に時間がかかることもあって、センター等で集中的に扱ってほしい。年金経験者も少ないので、年金経験者にかなりのしわ寄せがきています。	平成19年の時に業務課で期間照会を担当してました。その年の5月あたりから記録漏れの問い合わせ・届出がかなりではじめ、あっという間に処理が追いつかなくなり、そのころに、過去の記録のずさんな面があると知りました。この問題は大変なことだと思いました。	当時はWMで確認ができるものは、できるだけ窓口にて入力処理して対処してきました。当時（過去）の記録をもっときっちりと管理するべきであったと思います。
10464	地方庁	その他(社会保険事務局)	世間一般に知られていない問題については、よくわかりりません。国民年金徴収員の横領があったとか、事業主から領収した保険料を着服した徴収課職員がいたとかは、新聞などの報道で見たことがある程度です。国民年金や厚生年金の問題が、取り上げられていますが、私が加入している共済組合の年金記録についても、大丈夫なのかと時々思うことがあります。昨年ですか、共済組合からの年金特別便に以前の厚生年金加入期間がもれていたので、その旨回答したのですが、以後何の回答もありません。複雑な制度になっていることが、根本的な原因だろうと思います。先日、[redacted]私も基本的には先生のお書きになったことは、正しいのではないかとの感想を持っています。本年10月から、「ねんきん定期便」の内容調査を担当しているのですが、古い名簿やマイクロを索出して点検する際、確認不能なケースがよくあります。あるはずと思われる名簿やマイクロが見つからないこともあります。ですから、台帳等と記録を照合してもはたしてどれだけの成果があげられるか正直のところ不安です。厚林共済で厚生年金へ移行した期間などでも、基礎年金番号に統合されていない場合などもあります。現在、作業が進行中なのでしょうから、余計なことばかり	大きな問題ですので、私のような末端の者が申し上げることではないと思うのですが、どんなに頑張っても回復できない記録は残ると思う。一定のところで、しかるべき立場の方が謝罪し、大多数の加入者（国民）が許しあえることで、新たに信頼される制度を作っていくしか方法はないのではと思う。あと、今後、同じような問題を起こさないよう、みんなで頑張っていくしかないとも思っています。	最初は、マスコミ等による公務員バッシングの一環だと思っていました。確かに悪いことをしていた職員がいたことも事実だと思いますが、このような深刻な問題とは認識していませんでした。急に仕事が忙しくなり、病気になりました。2、3年前ごろだと思いますが、詳しい記憶がありません。	上から降りてきた業務をとにかく期限までに済ませたいと考え、土曜日や自曜日も事務所が開いているときは仕事に出たりしていました。今は、自分の健康や家族のことを考えて、毎日の仕事を計画して無理をしないで、こつこつやろうと思っています。反省点としては、技術の革新に追いつけず、伝統的な業務のシステムで、増え続ける業務に対応していたことが、ずさんな管理につながった原因と思います。
10465	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		加入記録の管理方法の不備と年金の事務は、お客様の請求に基づいて処理をするという考え方で行っていたことだと思います。 具体的に分かったのは、今回の年金記録問題が問題になった頃です。	特別便等をとおして、全ての受給者、被保険者の方々の記録が正しくなるようお客様の相談、記録の調査等を行ってきました。 未統合の記録の問題については、年金は、お客様からの申し出、請求等により処理をするという認識で業務を行っていたことだと思います。
10466	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません		「年金記録問題」は、法律上での「申請主義」が、完全に否定され、自己責任をまったく問わず、過去の記録管理を、現在の記録管理レベルで比較して、問題化したと思います。もっとも、事務処理誤りもあり、また、「申請主義」の傾ら方の良し悪しや、実際に多くの未統合記録があるわけですから一概には言えませんが、事務処理の限界を超える来訪者が短期間に殺到し、期間確認の処理も間に合わず、結果年金支払いが遅れたことが、最大の問題だったと認識しています。 現段階の記録管理レベルでさえ、直視してしまう方はなくならないことを考えると、当時のレベルでは、完璧に整理していくことは相当困難であったと容易に想像できます。また、基礎年金番号導入時に、「過去記録調査」として、ご本人様にもお手紙を送付し、未統合記録の確認をおこなった経緯がありますが、回答率はかなり低かったと記憶しています。それでも膨大な量から徐々に統合整理をしてきたところです。 職員として、年金に携わってきた側から見ると、この問題は、政局及び報道機関よって、現在に至る経過や時代背景も一切関係なく、批判が先に先行してしまい、整理して問題解決をうまく図る時間がなかったのではないでしょうか。自分が「年金問題」との意識や存在を知ったのもメディアの情報からと記憶しています。 しかしながら、この「年金記録問題」は、国民の皆様に対し、多大な不安とご迷惑をかけたことは事実であり、また、先に述べたように、明らかな事務処理間違い等（オンライン切替間違いなど）	私を含め、地方の職員は、急激に増大した来訪者に対し、記録問題での来訪者を会議室に通し、臨時の相談ブースを設けて対応しました。とはいえ、ほとんどのお客様は、「記録問題」のみの相談だけでは終わらない場合が多く、1人当たりの相談時間がかかってしまうため、ピーク時はかなりお待たせしてしまったことは反省すべき点かもしれません。また、あえて挙げるならば、「申請主義」に偏りすぎたのかもしれません。 しかし、制度そのものが、あくまで「届出制」である限り、また、「会社法」等、関係各法が改正になっていることや、時代とともに変化している、国民の家族構成、働き方など、その時代にあっているのかを常に検証しないと、いわゆる「記録問題」を新たに発生させてしまいかねません。総背番号制の導入など、いろいろと問題があるのかもしれませんが、検証すべきではないでしょうか。 極論から言えば、今の状態ですと、各書類に「戸籍」「住民票」「貯金台帳」「源泉徴収票」「決算書」等の添付を求め、かつ、ご本人様に1年に1度程度確認を取っていかないと、完璧に記録管理は出来ないかもしれません。 しかしながら、職員全員は、この問題を解決させなければ、年金の信頼を取り戻せないことを重々承知しています。今後、機構に変わっても、そこは変わらない。組織一丸となって、進んでいくことが必定と考えています。
10467	地方庁	その他(社会保険事務所)	基礎年金番号が導入されたときに手番のままとなった記録を結びつけるために回答をもらうようになっていたが、そのことの周知が浸透しなかったせいか、回答率が低く現在も残っていること。 また、窓口でこのことを説明しても知らない人が多いこと。	年金問題として束ねるよりも、これは別ものとして制度広報などやっていくべきと思います。本人はちゃんと手帳を2冊（国民年金・厚生年金）もっていることから、安心されています。行政で解決させていくものですが、お客様のご理解とご協力も欠かせないものと思います。	国がやっている仕事であり、本来ならお客様に書類を出してもらって解決するものでなく、また、心配をかけさせて事務所に足を運ばせたり、電話をさせてしまうようなことであってはならないものはず。お客様に迷惑をかけてしまったと思います。 この問題が取り上げられるまで、気にかけていなかったと思います。	窓口にみえたお客様が知っていなければ、時間をかけてでも説明をしてきました。目の前の一件を雑に扱ってはいけないと思ってやってきました。 行政として制度改正やお願い事など、知らせる・告知するということはとても大事なことでこれがなければ大変なことになります。しかし、逆にこのことをやっていればいいという思いにもなってしまいます。基礎年金番号制度が導入されたころから、返事のないお客さまへの確認行為をとるなど、しっかりとした認識を持って応対してくればよかったと思います。しかし、そのころ自分にその意識はありませんでした。 また、これまでの長い歴史の中で年金のことはテレビなどでも周知・広報はされていなかったと思います。あたりまえという考えだったり、法律で決まっていることをテレビなどで広報することが逆に不安感をあおるかもしれないとか、その時々で判断はあったのかと思います。さまざまな手
10468	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	ある一定の基準を設けて一律救済し、それ以外については記録調査で見つからない場合は、記録なしということで完結させ、新たな証拠などが見つからない場合再受付をしないなど、今の状況を一度完結させたほうがよいと思います。	はじめはどこか他人事のような気がしました。問題を知ったのはテレビなどで話題になってからです。	はじめは他人事でしたが、問題が大きくなるに従い自分も自分たちが解決しなくてはならない問題だと思い直しました。地道にがんばるしかないと思いました。反省点は何もかも見切り発車的に事が進んでいったことではないでしょうか。
10469	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	現場でおこっている問題と報道に食い違いがあることで、お客様を混乱させることのないようにしなければなりません。たとえば、再裁定から実際に支払いがあるまでの期間について、早いものから時間がかかるものまでいろいろなケースがあるなかで、すべて早く支払われるほうで報道されると、窓口や電話のクレームとなります。そのクレームに対応する時間がとられることで、記録調査を行う時間が少なくなることがもったいないと思います。 実際にスキルのある職員が減少していることに危機感を感じます。記録調査は今までの経験が特に必要な分野ですので、スキルのある職員が一日にこなす業務量は、はじめて記録調査を行う人の10倍以上あると思います。特に子育てをしている職員が勤務時間延長や勤務地の関係で退職していくなか、何とかスキルのある職員が業務に携わっていく道はないのかと思います。	名簿の時期からコンピュータ管理となるまで、何十年にも渡って記録を管理していることがすごいことだと思っていました。ただこのような記録問題になることは考えていませんでした。平成19年4月ごろです。	どんなに件数があっても、1件1件お客様が納得されるまで、丁寧に対応していくことを心がけています。 現在のようなシステムをもっと早くたちあげ処理すべきだったと思います。 お客様から照会があったときに調査するスタンスではなく、統合されてない記録をどのようお客様にお知らせするか、そして記録統合していくか、そのようなことにもっと早く気付くべきでした。
10470	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		平成20年5月の採用であり、全職員で年金問題に取り組んでいる最中であり、自分も年金問題の解決に向け頑張ろうと思いました。また、年金問題については、新聞やテレビで知りました。	年金問題の解決に向け、一人でも多くの年金記録を見つけ、正しい年金を支給できるよう努力していきたい。
10471	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道されている範囲のこと以外に知っていることはありません。		平成2年ごろ、年金加入記録の調査業務を行っていたとき、厚生年金手帳番号を複数持つ方が多数いることはわかっていましたが、申請無しに統合することはできず、当時は厚生年金記録に住所登録もなかったため、同一人との特定は困難であったと思います。	年金は申請により給付されるものであり、本人の申出がなければ、記録の役合等はできないと指導されていたので、やむを得ないものと思っていました。 また、基礎年金番号導入以降、複数の番号を持っていると思われる方については、厚生年金資格取得時等に疑重複調査をおこなっており、解消に向かっていると、思っていました。 現時点でみれば、申請主義の上に胡坐をかいて、ねんきん特別便のような積極的なアプローチを怠っていたと感じています。また、同姓同名の別人記録を誤って統合してしまうことへの危惧が強かったことも、未統合記録の解消を妨げた要因であると思います。
10472	本庁	その他(本庁)	特に知りません。	1件1件、根気よく、記録を確認していくしかないと思います。	とても大変な問題だと思いました。払ったはずの年金がもらえないなんて国民の信頼がなくなってしまうと思っていました。 消えた年金と言われた、年金特別便を送った頃知ったと思います。	事務所に出向中でしたので、窓口に来られるお客様の記録が見つかるように誠意を持って探しました。 この問題は、過去に基礎年金番号で一人ひとつの番号ではなく、番号をいくつも持っていたこと、その年金記録をきちんと管理してこなかったこと、年金請求手続きに来られた時にきちんと記録

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10473	本庁	その他(本庁)	特にありません。	同じ多額の経費をかけて、取り組むのなら過去に向けた取り組みより、 将来に向かった取り組みに、方向を変えていくべきと、思います。	外部で社会保険業務に取り組んでいる時は、このように根深い物とは、思っていませんでした。 ただ、昭和61年の改正では、漠然とこのような問題が起こるのではないかと、感じておりました。	当時は、小さな事ですが、年金手帳と基礎番号の一本化や、フリガナを確実に記入を社員に徹底するようにしていました。 行政の不手際も大きいですが、受給者・加入者個々の意識レベルも低かったと思います。 ただ、頭を下げるだけでは無く、今回の年金問題が、きっかけで個々の意識レベルの引き上げの喚起になれるような、取り組みを行っていけば良いと思います。
10474	地方庁	社会保険事務所課長級以上		1件1件丁寧な台帳との突合、本人の記憶の思い出させる方法などが必要。	このように多くの未統合記録があることに驚いた。また、市町村台帳と社会保険マイクロ(台帳)にも一部の不一致があることがわかった。	申出があった方については正しく記録を訂正する。今後も市町村名簿との突合や厚生年金台帳との突合が必要と考える。
10475	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		私は今年1月より、事務センターに勤務しています。 新聞、テレビなどのメディアで年金記録の改ざんは、企業側にもあるような報道をたびたび見たり聞いたりし、記録問題は社会保険庁だけではなく、企業側にもあると思いました。	消えた年金記録等、問題は社会保険庁だけではなく、企業側にも問題があったにせよ、自分自身の係りの仕事に対して、常にミスのない仕事をしました。
10476	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にはありません。採用時点で、すでにオンラインが導入されており、どのような経緯で今回の年金記録問題に至ったのかわかりません。	他の仕事との兼任ではなく、年金記録問題に関しての専門部署を設け、当時の年金記録に詳しいOBの方々の協力を得るべきだと考えます。	年金記録照会の係に携った事がほとんどなく、記録確認に苦労されているお客様の声を直接聞く機会がありませんでしたので、特に問題意識は持っていませんでした。 平成19年に、年金記録問題が徐々にあきらかになり、驚きました。	重大な事と受け止め、1件でも多く解決が出来るように協力し、相談者の方々にも親切・丁寧を心がけ窓口、電話対応に努めました。 反省点としては、お客様の視点に立った、よりわかりやすい通知方法、専門知識を持ったものの話が聞けないことや、容易な問題ではなく時間がかかることに対しての説明不足などが挙げられると考えます。
10477	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	少しでも早く解決できるために人員を増やすことが必要かと思われます。	1.どのような問題と認識していたか 年金制度存続に関わる問題と認識していました。 2.いつ頃知ったか いつ頃だったか覚えておりません。	1.どのように対応しようとしたか すこしでも信頼回復につながるようにひとつひとつの相談に丁寧な対応をするよう、また法令遵守を心がけました。 2.どのような点が反省点としてあげられるか。 問題の中には早い時点でこのような問題が発生することは予期できたと思われますが、その解決を先延ばしにしていたことが要因の一つであると思われます。
10478	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	真摯に受け止めきちんと解決すべきものだと思います。 職員はできうる限りの努力をしていますが、あまりにも件数があり、今の人員では、無理だと思います。まず人員をふやしてほしいと思います。	本来、おこってはいけない問題だと思います。マスコミで騒がれてから。	自分にできうる限り努力しようと思いました。 事務所で実際に事務をしている者の意見が上部に反映していないと思うことがありました。
10479	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		基礎年金番号に未統合の年金手帳記号番号があることは認識していたので、年金の加入手続時や年金請求時などに、基礎年金番号への統合を行い、記録の漏れなどがないようにしてきました。年金記録問題としてあらためて認識したのは平成18年頃だと思いま	基礎年金番号制度がスタートしたときに、もっと制度・目的を周知し、基礎年金番号だけをお知らせするのではなく、特別便や定期便のように本人の記録についても確認してもらうべきだったのではと思います。当時から今のような形で記録をお知らせすることにより、未統合の記録は今の数より減っていたのではないかと思われます。
10480	地方庁	その他(社会保険事務所)	現存する書類等が古い為、推測で判断しなければいけない点や、どうしても 明確に判断つかない点など、仕方ないことだが問題だと感じる。	経験のあるOBなど、また情報の共有を各事務所LANを使用してできるように なってきたが、より処理の速度があがると効率がよくなると考えます。	記録調査は以前よりあったが、年金時効問題で国会や報道で騒がれるようになり、また、お客様から問い合わせがくるようになって、問題意識が私の中で高まりました。	社会保険事務所勤務しているものがチエックなど気をつけるのはもちろんのこと、社会全体の問題として、年金、社会保険の知識を知る為、義務教育の授業で例えば1時間説明するなどの体制があると、より良いと考える。
10481	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	年金記録調査については担当であるないにかかわらず全職員で対応する。再裁定については大幅に人員を拡充し、実際に正しい年金が支給されるまでの期間を短縮する。	年金記録の未統合およびそれに伴う受給もれの問題。このような問題が存在するのは新聞等の報道で初めて知った。	実際に年金記録の未統合により不利益を被っているお客様の立場に立ち、丁寧かつ迅速に年金記録の調査を行うよう心がけた。また、内容的に重大かつ煩的にも膨大なものになるため、通常業務に優先して対応してきた。 現時点でこの年金記録問題の反省点をあげると、年金記録について裁定時に確認すればよいといった受動的な姿勢と年金記録を適正に管理するという組織の役割についての意識が決定的にかけていた点。 また、基礎年金番号導入時や年金番号払出時に将来このような問題がおこることは想定できたはずであるが、十分な対応をしなかったり対応を先送りにしてきた点。
10482	地方庁	社会保険事務所課長級以上			接客時、年金手帳を複数持参されているお客様を見つけた際に重複取消の説明をする程度のことはしていたが、年金請求時に申出いただければ正しい記録になるとの認識。	以前の年金請求は、加入歴について本人申立と記録の合致が前提のため、本人のものと思われる加入記録があったとしても、本人に記憶がないと結び付けられない点が反省点(ただし、個人情報保護の観点で考えると、当方からデータを提供する場合に間違いは許されない)。
10483	本庁	その他(本庁)	知りません。	人を集中的に投入することしかないと思います。 複雑な年金制度のため、機械だけでは誤処理を招いていると思います。 同時に、システム開発の際には中途半端なものを作るのはやめて、現場の要望に沿ったものを作っていただきたいと思います。	消えた年金記録は、本人の責任によるところもあると考えています。 手帳記号番号をいくつも持っている人は、職歴を伏せたい等の理由で新たに資格取得した際に前の手帳を出さなかったはずです。 記録を統合しようとした際に見つけることができず、正しい年金額になっていない方には、本当に申し訳ないことだと思います。 いつ判明するか分からない記録を追うことにいつまでも時間を割けない社会保険事務所の窓口の職員の状況もこの問題を招いた一因だと思います。 私がこの問題を知ったのは、異動により統合されていない手番をみる機会が多くなった平成16年10月以降です。	氏名検索して未統合手番をそのままくっつければいいというものではなかったので、特に対応していません。入庁してすぐの研修でも、同一姓名、同一生年月日、同一市町村の住所の別人記録がつながっていた、という話を聴いた記憶があり、記録を統合する際には、手番のわかるもののコピーか、本人の証言(いつ頃、何と言う会社に勤めていたかなど)のメモを処理票に添付していました。 現時点でみた場合、基礎年金番号導入時の対応が甘かったと思います。平成9年にやっても今やっても手間と必要なお金はそう変わらなかったと思いますが、今ほど騒がれていない平成9年に今ほどの予算を充てることはできなかったと思います。 年金は入口から出口までの時間が長いものです。今の常識で、数十年前の事務処理のやりかたを批判することに意味はないと思います。例えば年金手帳に印紙を貼っていた時代と今では年金手帳の重みが違うわけです。その手帳なしに記録を訂正するためにはそれなりに検証する人が必要だと思います。 機械化の際に誤って入力されている方には大変申し訳なく思います。私自身、最近、民間の企業の登録で、生年月日登録の誤りがありました。これは、どこでも起こり得ることだと思います。この問題を防ぐ方法はやはり人を増やし、二重、三重のチェックを行える環境を作るしかないと考
10484	地方庁	その他(社会保険事務局)	年金受給者、被保険者からのねんきん特別便・定期便にかかる記録照会については膨大な件数であり、ひとりひとりの記録を照合する名寄せ作業に相当な時間と手間がかかっている状況です。これから5年いや10年かかっても解決できる問題ではありません。すべての方の記録を照合することは大変困難と思われます。	現在、記録照会にかかる名寄せ作業を全職員で行っており、平日の超勤、休日出勤をして取り組んでいますが、回答できていない、いわゆる滞留件数については、依然として減ることはありません。名寄せ作業については、謝金職員を雇用して行っていますが、記録回答について再度職員でチェックをしているので、時間がかかっています。担当部署には専門知識を備えた職員を配置していただきたい。	長期的に解決するのは困難な問題と認識しています。「消えた年金」として 新聞等で報道されてから年金記録問題が浮上してきましたが、私は基礎年金番号制度が施行された平成9年より、このような問題が生じてくるのは予測していました。	年金請求者が相談窓口に来られたときは、記録をお見せして間違いがないか 必ずご本人に確認をしてもらっていました。 基礎年金番号制が施行されたときに、解決すべき問題であったと認識しています。
10485	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現在実施している特別便、定期便により年金記録を確認いただき、時間をかけお客様に年金制度への理解、届出及び納付の義務を得ていくほかないと思います。また、国民年金の加入について、職権適用できるよう制度を変更する。税金の申告をすることにより免除制度に該当した場合職権免除ができるよう制度を変更する。年金記録の管理にあたり、氏名、生年月日，住所については住民基本台帳にあわせ管理し、区役所に届けを提出すれば変更できるようする。未納対策として、強制徴収の強化、未納があった場合未納記録を、本人確認のうえ、2の省庁で管理す	テレビ、新聞、選挙等によりこの問題お知りました。年金を支給するために記録管理の重要性、正確性、を強く感じました。	誠意を、もって対応させていただきました。納付記録、納付期間の追加に対し、受給者の立場、政治家、マスコミ対策で認めているように思えてなりません。私たち、社会保険職場に勤務する職員の主張、立場も考えてほしいと思います。未納を、納付と認めるのではなく年金受給者全体の基礎年金額を、引き上げるべきではないかと思います。
10486	地方庁	その他(社会保険事務所)	もう、だいたい、すべてのパターンが出尽くしたのではないかと考えています。	オンラインと統合帳との突合などより、ともかく、旧台帳記録をオンラインに収録する作業を急ぐべきだと考えます。カセットオープンに何ヶ月もかかっているのが、記録調査の一番のネックになっていると思います。	平成15年ごろから期間照会業務に従事していたので、駐留軍の記録など、不完全な記録が多くあることは認識していました。また、カセット記録の復旧に(今よりはましですが)時間がかかることも認識していました。 また、基礎年金番号への統合が進んでいないことについても知っていました。具体的な件数は知りませんでしたが。 その後、年金記録問題が大きく取り上げられるようになってのち、いろいろと歴史を知る中で、行政、ないし政府の不作為が問題の根にあることを知りました。	基本的には、十分な調査のもと、できるだけ未統合番号を減らすことに努力してきましたが、残念ながら、行政の側から可能性のある方にアプローチする方法は、現場には存在しなかったので、申出のあったものを調査するという対応にとどまっていました。 記録問題の根本的な反省点は、ミスをした、しなかったということではなく、被保険者・受給者への情報提供が不十分であったために、誤りを正す機会が与えられなかったことにあると思います。 したがって、特別便、定期便の事業はたいへん有意義なものと考えていますが、記録整備が不十分な中で拙速に行われた感が否めないのは残念です。
10487	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	これまで通りに地道に丁寧に確認作業を継続していくほかはないと思う。ただ、これまでの特別便や定期便の発送については、前段階の準備が徹底されないまま、見切り発車された感が強く、かえって国民に対し不安をあおるような結果を招いた部分もある。制度そのものの周知徹底がされていないのに、徒に細かい数字を何ページにもわたって本人に知らせることが、有効とは思えない。発送ひとつについても、誤謬が後から発見されて再発送を繰り返したり、そもそも本来社会保険庁が管理する対象となっていない共済組合の年金記録について中途半端な通知をするなど、混乱が混乱を呼んだ結果、収集がつかない状態が今も続いている。もう少し、周囲に及ぼす影響を踏まえたうえで実施してもらいたかった。	制度発足以降の度重なる法改正がもたらした弊害。 マスコミ報道により認識した。	現場の職員として今現在出来る限りの対応をすべく努めてきた。 無責任な報道や、政党・議員の自分勝手なコメント等により、世間一般の世論が左右され、問題そのものの核心が正しく認識されないままパニックが引き起こされたことにより、現場に人々が殺到し、到底落ち着いた対応が出来るような状態ではなかったこと。立法に携わる政治家や、真実を伝えるべき報道機関の良識を疑う。
10488	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	知識と経験のある有能な人材を確保すること	ニュースにでたときに知り、大変な問題だと感じた	努力した。社会保険庁の管理体制が不十分だった
10489	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録の漏れが見つかり年金額が減ってしまう受給者がいること。	年金額が減額となってしまった受給者に対しては、減額となった経緯等の説明を行い過払い分の年金の返納を求める。	基礎年金番号が導入されるまで、それぞれの年金制度で記録が管理されていたため年金記録の統合漏れがこれほどまで多くの件数に上ったと思う。 まだ今現在も未統合の記録が多数存在するため、確認不能なものもあるかも知れないが一日でも早く確認作業を終えたい。	年金記録の相談以外でも応対する際にはお客様の年金記録を確認し、未統合記録がないかの確認を行った。既に正しい年金額で年金を受け取ることができずお亡くなりになられてしまった方も多数いらっしゃると思うので、少しでも早く正しい年金額でのお支払いができるよう引続き年金記録問題解決に取り組みたい。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10490	地方庁	その他(社会保険事務所)		過去の記録調査には経験や知識の豊富な人材を置き、多くの人員・時間をかけて取り組むべきだと考えます。また、今後新たな問題が起こらないよう、法令順守を徹底して業務に取り組むべきだと思います。	法令遵守に対する意識がなかったり、慣例によって規則通り業務が行われなかったりしたことがこの問題を生んだ主な原因かと思います。 国民年金保険料の不正免除問題等、平成18年頃から知りました。	日々の業務においては、法令順守に基づいて取り組むよう心がけています。また、お客様への対応等については、上司や先輩の力を借りながら慎重に行いました。 過去に、全国的に統一された取り扱いの徹底や、一人ひとりが行った業務の管理やチェックが行き届いていなかったことが反省点として挙げられると思います。
10491	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じません。	(6)のとおり。	『宙に浮いた年金』については『年金記録問題』の言葉のずいぶん以前の基礎年金番号制度導入時の複数手番の確認方法が確実性がどの程度のものだったのかという疑問はありました。	◎適用課においては、資格取得時の加入状況確認の徹底。年金相談においては、年金請求時の加入状況確認の徹底(聞き取りの工夫)を行う。 ◎反省点をあげるとすれば①H9．1の導入は適切な時期だったのか②基礎年金番号についての国民的意識は高いものだったのか③現場の疑問点等は十分に掌握されていたのか④そもそも年金番号の一本化が目的ではなかったのであろう・・・ ◎思いは様々ですが、一日も早く正当給付が行えるよう最善最短の対応を行うものです。 生年月日や名前を偽っての就職をした時代もあったと思います。その時代背景の根本は何なのか、消えた年金・消された年金、表現は多々ありますがもっと年金制度は多面的に捉えられる必要があるのではないでしょうか？
10492	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	年金相談時等の本人が申し出した時点で即座に調査できる仕組みを構築するべきではと思います。	大変重要な問題で自分の記録が消えてしまうというのはありえないことだと思います。 もともと各制度で管理していた番号を統一するため基礎年金番号を導入した結果 いると認識しています。 また、各制度の加入記録については、年金請求時に本人からの申出により調査するものとの認識がありました。	なるだけ、お客様からの相談等時、特に加入記録の話を聞いてどうすればよいか等対応した。 問題を先送りした(年金請求時に確認すればよい)点が問題であると思います。年金相談時等の本人が申し出した時点で調査できるものを行うべきだったと思います。
10493	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特にありません。	現役だけに責任を押し付けるでなく、OB職員を交えた過去記録の処理。]また、同時に処理を行っていた市町村の全面的な協力が不可欠。	統合されていない厚年、国年の記録の早期の統合処理を進めねばならない。 年金機構が設立されても一刻も早い統合処理が肝要である。 ただ、19年6月からの記録問題噴出から殆ど社会保険庁としての仕事がまともに出来ていない。適用、徴収に力が注げていないのは将来にわたり取り戻すのに相当の努力が必要になる。 大量の非金職員、賃金職員を雇用した今の処理体制は再度事務処理誤りを発生させないか少し心配が残る。	担当職員と一緒になって現場の総合案内や駐車場案内までこなした。 過去からのツケが回ってきている。 戦中、戦後のコンピュータが普及していない時代の膨大なデータをなおざりに処理した結果、今、噴出してきている。
10494	地方庁	その他(社会保険事務所)				社会保険庁が解体されるまで、社会保険庁(霞ヶ関と業務センター)が「真のリーダーとなって年金問題を解決しようとする気が、全く感じられなかった。特に業務センターの記録課は企画調整課から伝達されたごとしかやらないと平気で言うし、システム開発は年金記録問題を解決するための創意工夫の意欲がなかった、窓口に直接事業所記号番号入力をすればいいのに、まわりくどい「検索システム作成ばカリ考え、しかも未完成。そのため期間調査の本人回答が長期にわたっている。平成8年2月26日にブロック別事務打ち合わせ会において、当時の担当者が、「基礎年金番号制度にするにあたり、社会保険事務所の皆様にはご迷惑をかけませんから」との旨の発言があったが、完全に裏切られた感と、通常の22倍の仕事をさせられた疲労感で、記述なしが多いと思う。通常の22倍というのは、平成3年4月に国民年金の加入が学生も含めてスタートし、それからの記録はほぼ完璧として考え、平成3年4月に20歳の人が、60歳になるのが22年先のため(現在38歳) 記録を隠さずフルオープンにして、振り仮名なし・住所なしのじゃうたいで、記録が入れられなかったのだから基礎年金番号に振り仮名なし、住所を事業所の住所で付番してしまえばいいんです。漢字検索ですぐ解決できます。
10495	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	いろいろな方策がすでにとられたので、新しい方策は思いつかないです。	未統合の手番については、基礎年金番号が発足したとき、全ての記録を統合するには限界があると思いました。あとの問題は最近テレビなどで報道されているのをみて初めて知ることがほとんどでした。きちんとなっていると信じていたので、ショックでした。	基礎年金番号制度が発足したときには、ひたすら統合処理を行っておりました。また、被保険者の方にも必ず説明をしておりました。ただ、その後WMを使用しない部署に長くいたので、記録にあまり深くかかわったことがありません。このような問題が生じたのは、年金制度に関わらず、番号は1人1番号とするべきだったと思います。
10496	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		100パーセントの解決は無理と思われるが、スピード感を持ちつつも地道に確実に対応していくしかないと考えます。	未統合の手帳番号の存在は知っていたが、このような問題が存在することすら公表されるまで知らなかった。	直接、担当はしていなかったが、積極的に特別便等の対応の事務所支援や国民年金の特殊台帳の突合作業等の対応にあたってきました。100パーセントの解決は難しいと思いますが、一刻も早く解決するよう取り組んでいきたいと考えます。
10497	地方庁	その他(社会保険事務所)	現状で知る限りでは、現場で対応してきたケース以外では知りません。 ただ、これら未統合記録のうち、オンライン導入前の裁定時に複数の厚年記録を一つにまとめているケースなど、実際にはすでに給付のベースとなっている記録が相当数あるとも思われることから、こうした事象も「世間一般にしられていない」ものに含まれるとも考えます。	特別便等で本人より照会があっても、事務処理担当課所により処理量が大きく異なり進捗に差異が生じていることから、十分に要員を確保(派遣や非常勤ではなく、年金記録の特性を熟知したベテランを中心に)したうえで、全国あるいは都道府県単位で完全に集約処理を行うことが重要と考えます。 ただし、上記は現行処理法の改善策であることから、抜本策としては現在進められている、自治体等の協力を得た確認作業が有効と考えます。 しかしながら、これらが進んでも未統合記録は依然相当数が残るものとも思われます。 そこで、これら未統合記録のうち、オンライン導入前の裁定時に複数の厚年記録を一つにまとめているケースなど、実際にはすでに給付のベースとなっている記録については、統合不要である	氏名の登録されていない厚生年金記録が存在することは知っていましたが、年金請求時に解消されていくものと考えていました。よって、受給者にこのように多くの記録もれがあるという認識は全くありませんでした。 年金給付業務を担当したことがなかったこともあり、上記のような事象の存在を知ったのは、基礎年金番号制度導入時の頃と記憶しています。	基礎年金番号通知や過去記録整備事業の返答率が芳しくないことも知っていましたが、社会保険庁としていつかは未統合記録の整備を大事業として実施するものと考えていました。 届出主義が浸透していたため、年金請求時に徴れ解消していくものだと思っていましたし、被保険者様が自らの勤務履歴(年金加入記録)を忘れることはないだろうという甘い考えを持っていたことが、自分の中で問題を大きく捉えなかったことが原因であり、反省すべき点と考えます。
10498	地方庁	その他(社会保険事務所)	①「消えた年金記録」という言葉が先立ち、なぜ記録が基礎年金番号に収録されていないか、という根本的な原因を知らない人が多いと思います。「消えた5000万件」とはなにか、なぜ、このようなことが起きたのか、なぜ旧姓の方はご注意願うのか・・お問い合わせいただくお客様の多くは、もともと基礎年金番号に収録されている記録が社会保険庁のミスでもれていると思われている方がほとんどです。これだけ大きくなった問題ですので、前述のとおり、原因を周知したほうがよろしいと思います。	①どのように周知したら良いかは、予算等もありますし、思いつかないです・・・ ②各共済組合より周知がよろしいかと思われます。	年金記録問題は、お客様の年金額に結びつかないことになりますし、お客様の不振につながるおおきな問題と認識しておりました。 問題の存在は、報道等なるまでは知らなかったです。	お客様への対応としまして、親切・丁寧・わかりやすくを注意し対応いたしました。
10499	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	一連の年金問題についての解決は人を大量に応募し、なおかつその中で、年金の知識のある人を採用して早期に解決に向かうしかないと思います。	基礎年金番号導入される前までは厚生年金番号には、住所の管理がなく就職、退職を繰り返している方々は番号がいくつもあるのは現状だったのではないかと安易に推測されますが、これほどの年金情報に誤り等があるとは思いませんでした。また、年金記録が不完全のものがこれほど多くあると実際に知ったのは一連の報道があってからでした。	年金記録問題が起こり、お客様が大量にお越しになる中で真摯な態度で対応し、休日出勤等でも早期に解決するよう回答などの作成を行えたと思います。 基礎年金番号導入後に、手帳番号がたくさんある方々に年齢順に統合のするよう推奨する文書等は送らせてはいただいておりました中、それを遅延させていた原因は色々あるとは思いますが、やはり制度発足時から、一人一つの番号にしなかったことが一番の反省点ではないかと思います。それに付随し、厚生年金と国民年金の制度発足時期が違ったことも要因であると思いま
10500	本庁	その他(社会保険事務所)	3号特例が必要にもかかわらず、手続きが必要と知らない、または知っていてもやらない方が相当数いるのではないかと思われる。 時間がたっと扶養証明をとるのが困難となるケースもあるので早期の手続きが望ましい。	特別便等の被保険者記録回答票を見ても一見正常な記録であり気づくのが困難なケースがある。(配偶者が厚年喪失にもかかわらず3号が続いている場合など。) 実際に窓口にきても国年20歳面等で確認しなければ気づかない可能性がある。特別便対応等で見逃して訂正なしでだしていただいていると、後々の苦情につながりうる。 窓口対応での確認を徹底するのはもちろん、配偶者情報等から3号特例必要な方を抽出して定期便等でお知らせ等ができればいいと思う。	覗き見問題は採用前に知り、記録問題は採用後に報道等で知った。 大変な問題ではあるが、解決にむけて努力していかねば信頼は落ちる一方だと感じていた。	制度設計、機械移行の際を考えれば記録問題が起こるのはある程度やむをえない部分はあると思う。ただ、一気に何十年分もやることになったからパニックになったのであり、もっと前から特別便等を定期的に発行して確認していただいていればここまでの問題にはなっていなかったと思う。 特別便対応を通して、一人一人丁寧に話をきいて対応することの大事さを再認識した。
10501	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	本人様に年金記録の確認をお願いしご解答をいただくとともに、過去の年金担当の行政機関を含めた年金記録の確認を行っていく方法しかないと思います。	基礎年金番号が導入される前には、各制度の記号番号で年金記録を管理していただめ、資格取得時に、年金手帳を提出されない方は、複数の番号で記録管理が行われることになった。	当時は、年金手帳の重複について十分な確認が行えるような処理システムではなかったと思います。 基礎年金番号の導入後、過去記録の整備として記録確認を順次実施したが、この時に、現在の
10502	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		基礎年金番号への未統合の手帳記番号については、名寄せ等によりお客様へ確認をすること、また、お客様からの相談へのフォローアップ(特に短期間の加入などお客様の記憶があいまいな場合)が確実な方策と考えます。しかし、既にお亡くなりになりになったお客様のについて家族の方々ではわからないケースもあり全ての統合は難しいのではないかと考えます。 オンラインで管理している年金記録の正確性の確保については、現在計画されている被保険者台帳等とオンライン管理している記録との突合せにより確保が行えるのではないかと考えます。スキルを持った要員の確保等がポイントと考えます。 システム的には、入力の誤りを極力防止する方策(OCR入力)、何時、誰が、どのような理由により、記録の補正等行ったかなど記録の補正等にいたった経過をシステムで管理する方策が考え	基礎年金付番後、他手番照会を行っているが、回廊率は良くないと聞いたことがあります。	他手番照会については、当時担当ではなかったことから特に対応はしませんでした。 反省点として、年金裁定請求時点では、お客様との面談により確認できる(いわゆる請求方式)という認識が強くおったことが一番の反省点と考えます。 お客様の年金記録の確認は、できるだけ勤務、納付等から早い時期に行うことが年金記録の正確性が確保されると考えます。
10503	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	事務所に勤務するすべての職員で対応していくしかないと思います。	かなり深刻な問題だと思いました。マスコミがニュース等に取り上げたころだと思います。	今現在、厚生年金の記録照会を応援でさせてもらっています。反省点としては、最終的な年金請求の時に記録のもれがないようにきちんとチェックしていくことが必要だと思います。
10504	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	社会保険事務所のOBの方々の中には記録補正に関して、知識が豊富だと思われます。その知識や知恵で、手伝ってもらえたら、的確かつ迅速に処理できるのではないでしょうか。	年金加入時に、当時は氏名索引もせずにいたので、制度ごとに年金手帳の記号番号が払いだされ、その後氏名の変更等で忘れられた記録が残っている問題が始まりと認識しています。報道され始めた頃なので、平成19年でしょうか。	お客様の今までの勤務履歴を聞き取りをし、また旧姓なども考慮して検索するように対応しました。反省点としましては、過去に、お客様に勤務履歴も聞かずに、新規で年金番号を払い出しすぎたことでしょうか。
10505	地方庁	その他(社会保険事務局)	知らない	機械的に処理ができない問題である。こつこつやっていくしかない。	大変な問題です。平成17，18年くらいか。	お客様に理解してもらえるよう説明した。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10506	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし		年金記録問題は、社会保険庁の長年にわたる杜撰な記録管理と認識していました。 それを知ったのは、平成19年2月頃です。	相談部署にいたため、お客様の立場にたち、年金記録問題を早く解決するためにお客様にこの問題をよく理解をしていただき、協力していただけるよう対応しました。 問題解決の早さを求めるあまり、処理が雑になっているように思います。
10507	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	知りません。	調査のみの担当課が必要と思います。マイクロ化で他の事務所の分の検索等出somきるようになり時間の短縮が出きるようになってきています。	年金手帳を何冊も持っている方や手帳を無くして再交付、記録の照会等沢山みえましたので、調査出来る範囲で調べた結果が本人の記録に間違いや漏れがないとは、限らないと思われましたが、ただ本人の記憶が正しいとも言えない所もありました。 ただ今回の様な年金記録問題は、今回知りました。	年金手帳を新規で発行する場合に、疑重複を確認してから発行。基礎番号は一人一つの番号でつなげていくこと。
10508	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
10509	地方庁	その他(社会保険事務所)	問題というほどではないかと思いますが、2以上勤務については現在すべて手管理であり、記録照会回答票に載らないので、特別便・定期便を受け取った方は、被保険者記録がもれているように見えるのではないでしょうか。(手管理なので当然WMでの検索も不可能です。)	現在のような手管理はやめて、WM管理とし、同時に勤務している厚生年金記録をすべてWM登録できるようにすべきです。 (ただ、[redacted]に提案したところ、経費がかかるためシステム改修をするつもりは無いとのことで、聞き流されてしまいました。) システム改修に費用がかかるのであれば、制度改正のうえ(2以上勤務という考え方は捨てて)、単純に厚生年金に2重加入とする方法が一番であると考えます。	問題ではなく、制度移行期間なので当然の事例という認識。 (現在でも旧法の受給者が存在するのと全く同様に、平成8年12月に20歳になった方が受給者となる平成53年12月までは手帳番号は存在するものなので、その旨きちんと説明すべきであると考えます。) 知ったのは平成9年1月。	お客様の不安を解消するため、「記録が消えたわけではなく、単に統合の手続き案内を平成9年にお送りした際、手続きをとられなかっただけ」である旨説明し、安心してもらうようしました。 (きちんと説明すればそれまでであったものを、社会保険庁まで報道のペースに飲まれて、ついには組織解体にまでなったことは重大なことと考えます。初期対応を誤るととんでもないことになるという見本となりました)
10510	本庁	その他(本庁)		本人に記録確認を促し、申出に対してひとつひとつ丁寧にあたっていくことが必要。記録を統合する際には別人に統合しないように、チェックを徹底し、二重決裁をしていくことが必要。	最初の配属先で、再裁定業務で記録追加を行っており、記録の漏れがあることは日々の業務の中で当たり前のこととして感じていた。 記録漏れは直後年金額に影響することになるので、徹底した記録整備の必要があると認識はしていた。	記録追加の際には、再裁定を1回で完了させるために、期間の重複がないか、手番の統合漏れがないかを徹底して確認していた。 この問題は、記録管理をする際の意識の低さがあったと感じられる。将来的に年金額に反映することを考えながら記録管理をしていれば、宙に浮いた記録をもっと減らせたのではないかと感じる。
10511	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	既に起こってしまった問題について、特に年金受給権者から優先的に調査を行い、年金給付に結びつく場合、早期支払を行うこと。また、お客様からのお問い合わせがあったときには、必ずしも型にはまった回答を行うのではなく、確実に問題の解決につながるよう、お一人お一人のお申し出の内容に合わせて、適切な手続き等をご案内するといった個別的な対応も必要になってくると思われます。また、全ての問題の解決には、各庁同士の情報交換が必要不可欠であると思います。また、これから先に問題が起こるのを防ぐという観点から、法令やマニュアルの遵守を各人が常に意識しながら職務を遂行していくことが必要であると考えています。	国民生活を揺るがす重大な問題であり、一刻も早く、かつ確実に解決すべき問題であると認識しています。年金記録問題を知ったのは、報道機関において大々的に取り扱われるようになり、年金の過去記録の調査依頼が急増した頃です。	年金記録の調査や調査担当者の支援等を積極的に行うよう努めました。また、年金制度は国民の信頼がなければ成り立たないものですので、信頼回復に結びつけるという観点からも、お客様からのお問い合わせがあったときには、お一人お一人のお申し出の内容に合わせて、最も適切であると思われる手続き等をご案内するよう常に努めました。また、この問題は、過去の年金記録管理の杜撰さや、職員等の法令順守意識の薄さが要因となり起こったものですので、各職員等一人ひとりが法令やマニュアルの遵守を常に意識するよう努めていく必要があります。
10512	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成18年ごろに知りました。	お客様から丁寧に聞き取りをおこない、お客様の立場になって1つでも多くの記録確認および統合に結びつくようつとめました。 反省点としては、これだけ大きな問題を1年や2年で終わらせようとしたところにあると思います。
10513	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録が見つかることによって年金が本人及び配偶者の年金が減額するというケースが多々あることは知っていますが、この件は記録自体の問題とは関係ないですね・・・ 働いていた=厚生年金加入というわけでは必ずしもないこと。 夫(妻)がかけていたから妻(夫)も国民年金をかけていた、というわけでは必ずしもないこと。 (旧法時代は母子年金の関係で「妻だけは・・・」と妻だけかけていたケースが多い) でも、これらももう一般的に知られていることでしょうか・・・・	年金記録は当時の年金制度(旧法・新法含め)・各地の企業名の特殊性等を全体的に把握していないと、真の記録問題解決には結びつきません。習熟した者による調査が必要です。 研修も満足に受けていない委託業者が、急ぎせかされて行う仕事ではありません。	ここまで管理がずさんだったとは思いもよりませんでした。 日々事務を遂行していくのに精一杯だったので、問題認識もなにもありません。	
10514	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にはありません。	年金記録問題は国民の皆様の協力なしでは解決できない問題。年金はいわゆる積立金でもあるため、年金の記録を日本年金機構で管理するとともに、国民の皆様に年金定期便などで自分の記録を確認してもらうことが必要だと思います。そのためにも、テレビなどでPRをしていくべきだと考えます。	年金記録問題を認識するようになったのは、マスコミ報道をみてから。手番の存在はもちろん知っていたが、年金受給前の58歳前に自分の記録を確認するので、その際、統合されるだろうとの認識だった。マスコミ報道を見てから、未統合の記録がかなりの件数に上ること。また、年金受給者の再裁定が必要なものもかなりの件数になることに驚きました。	年金記録はお客様の大事な積立金と思い、少しでもお客様の記録が見つかるよう、当時の事業所名、所在地、同僚の名前などを丁寧に聞き取るよう心掛けました。年金記録は今でこそコンピュータで管理されているが、古くは紙での管理で、記録を結びつけるにも、本人の記憶だけが頼り。もっと、この問題を早くに取り上げ、国民皆様に周知することが必要だったのだろうと思います。
10515	本庁	その他(本庁)	これって内部告発ですか？答えにくいのでパスします。	現時点でこのような質問はありえないのでは？	杜撰な組織がもたらした当然の結果ではと	
10516	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	人員を増やし、資格記録や納付記録の調査や記録整備を専門的に行う年金記録問題を担当する別の部署をつくる。 年金特別便の回答をまだ提出されてない方がいるので、はがきの送付や訪問等をして、被保険者全員の記録を正確に管理するようにする。	最初は基礎年金番号と手番の記録が統合されていないだけかと思い、統合の処理が終われば終わるものだと思っていました。しかし3年前に適用課に配属になったときこの問題に直面しました。漢字のふりがな登録間違えや、マイクロフィルムからWMに登録するときに推測で名前や生年月日の登録をしているもの、名前が登録されていないもの、また名前と生年月日の両方が登録されていないもの多数ありました。	窓口等で対応した方に年金記録等に漏れがないか確認し、漏れがあった場合は会社名や住所等を聞き取りし、本人と確認が取れれば記録の統合を行いその場で確認が取れない場合は資格の照会を提出してもらい調査を行うことをしました。 紙台帳管理から機械管理にデータを移すとき一件一件正確に移行し、また基礎年金番号制導入時にきちんと統合の処理が行われていればこのような問題は起きなかったと思います。また、年金請求のときに年金記録を調べ、統合を行うという後回しにしてきたことが反省点だと思います。
10517	地方庁	その他(社会保険事務局)				
10518	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし		基礎年金番号に登録されていない厚生年金、国民年金の記録が存在し、年金給付に反映されず、受給者に不利益となる場合が発生する。 平成9年1月の基礎年金番号導入時。	基礎年金番号導入時に事業所、被保険者に対し複数所持している年金番の統合処理を促すための周知・広報が足らなかった。 また、それ以前にも転職のたびに厚生年金の番号を取得した方がいたため、転職にあたっても同一の厚生年金番号を使用するといった周知・広報の不足。
10519	地方庁	その他(社会保険事務所)	カセット記録があるのに記録が収録されていないものがある。	すべてのカセット記録を収録し、すべての記録を誰のものか結びつけるよう努力する。	社会保険の記録管理意識の低さと、被保険者の社会保険に対する認識の低さの積み重ねが起こした問題と思いました。記録が全て収録されていないのは知っていたが、年金請求のときに本人が記録を確認し、記録統合した上で年金受給するとしていたため、これほどの記録収録のもれがあることを知ったのは、新聞報道等があったときです。	受給者の方の記録漏れがこれほど多いと思ってなく、当然に資料等があるものなので、すぐに解決すると思って、心配ないと説明していました。今回早急に解決をするために調査もれなどがあるのではないかと思っています。一人一人の記録をもっと丁寧に調査できる環境を整えたほうがいいと思います。
10520	地方庁	その他(社会保険事務所)			非常に重要な問題であると認識しています。問題を知ったのは一昨年の秋くらいからです。	この問題に伴い、記録調査に関する内部業務の方法が日々新たに更新されそれに対応すべく勉強したこと。また、それを生かしお客様からの記録調査の依頼に迅速に対応しました。 反省点はまず、受給者の皆様を中心に記録問題を解決すべきだったと思います。実際限られた職員の対応では全国民いっせいに記録問題を解決することは非常に時間がかかり、また給付に最後先に結びつく方も一年以上の順番待ちになってしまったのが現状です。
10521	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特段ありません。	政府方針に従い、記録の再点検を行い、正しい記録に整備する。	年金記録問題は、過去の記録管理の問題であっても、現時点の職員で解決を図らないといけないと思うに至った。一連の問題は、平成19年春からの報道で問題の大きさを認識した。	全職員とともに信頼回復に努めるよう休日も含め対応した。年金記録について、戸籍のように大切な記録として位置づけて、総背番号による国家管理をすべきであったと考えます。また、年次報告を行い、年金記録の本人確認を定期的に実施すべきだったと思います。
10522	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		基礎年金番号が導入されていても、未だに手番が存在し、住所情報のない厚生年金記録については、その手番の所有者が不明なものが多く、年金請求時に本人の申し出がない限り判明しません。住所情報のある国民年金記録であれば、この先、所有者が判明する可能性もありますが、今まで取り組んできた以上の策はないと考えます。 新たな策を思案するより、現在、業務センター及び各社会保険事務所に提出されている申出書を早期に回答するべきだと思います。	年金制度の法律改正を繰り返してきたにもかかわらず、年金記録は各個人の責任にし、制度の趣旨を一人ひとりに周知せずにきてしまったため、おきてしまった問題と考えています。 昭和61年法律改正時に、厚生年金の期間照会業務に携わったとき、疑問を持ち始めました。	記録照会や年金請求に来所されたお客様に対し、本人が納得されるような対応をしてきました。 今後も続けていこうと思っています。 と同時に、国の責任として年金制度の周知に取り組むべきだったと考えます。
10523	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特にありません。	人員を増員して、通常業務とは区別して場所も確保したうえで集中的にやるとよいと思います。	採用以降、年金手帳を数冊もっている人がいたことがありましたが、その都度重複取消届の指導は行いました。 こんなに多数の記録もれがあることを知ったのは、年金記録問題が公けに発覚した時点です。	個人としては、記録が統合されていない方についてはきちんと対応してきたつもりです。 一番の反省点としては、平成9年の基礎年金番号導入時点の対応だとい思います。 あの時に、きちんと調査票の回答をしていない方がいたように記憶していますので、あの時点で現在のように基礎年金番号にきちんと統合できていない記録を徹底的に再調査をしていたらよかったかもしれません。 私自身も、年金請求時に解決するものとの甘い考えがありました。
10524	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
10525	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金期間が判明し、受発年月が漏えした際に配偶者と当時の生計同一を確認する必要があるが、現在離婚や死亡している場合には、本人への聞き取りは難しくなっていると感じる。そして、その確認が出来なければ、再裁定処理が中断してしまっている現状がある。	近くの社会保険事務所に来所出来ない方もいると思われるので、都市部でも出張相談を積極的に行ったり、電話で干渉し地道に解決していくしかないのではないかと思う。	年金受給者の加入期間判明により、年金再裁定処理が現在進んでいるが、期間判明により未払い分を受給する前に亡くなっている事実があるため、その親点からも年金記録問題の早期解決は、社会保険事業の最重要課題であると認識していた。 報道でも取り上げられていたが上記事実を実際に認識したのは、今年の4月から再裁定の進達事務を担当してからである。	年金記録問題の早期解決に向けて、土日に出勤して年金額仮計算書の年金額試算を支援をしたり、電話・窓口対応では1件でも多く解決出来る様に取り組んだ。 年金特別便で未回答者への今後の対処が課題になってくると思われる。
10526	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	一般に、消えた年金、消された年金の問題以外には、知らない。	被保険者、受給者の方に対し、親切丁寧な対応で、一件ずつ確認を進め、信頼の確保を図っていくことだと考えます。 なお、第3者委員会の心証による救済は、真面目に納付した者、記録が認められなかった者に不公平感を増幅しているように思われます。どこかの時点で申し出のあるなしにかかわらず、年金額に一定の上乗せをするというような一律救済で決着を図るべきと思います。	厚生年金保険の被保険者の方が事業所に就職する際、通称名や生年月日を違えて申告されること、住所を管理していなかったこと、勤務の情報は被保険者から聴取可能と考えていたこと、国民年金の夫婦加入の場合、夫婦の一方のみの納付も存在していたことから、特に問題とは認識していませんでした。また、氏名生年月日事業所記号のない記録や脱手記録の不備などがあることは知っていましたが旧名簿等の補正により解決するものと思っていました。 この問題があることを知ったのは、平成18年になって問題視されるようになってからです。	被保険者、受給者の方に対し、正確で親切、丁寧な対応を心がける。法に基づいてできること、できないことを明確に説明する。 なお、この問題の発生については、システム的なチェックの仕組みがなかったこと、事業所からの届出ということで安易に流れていたこと、請求主義であるがデータの保有する側の請求指導が求められるという被保険者等の意識の変化に対応出来ていなかったことなどが考えられます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10527	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし		今までに支払われた国民年金、厚生年金がこちらの記録に含まれておらず将来の年金に反映されない方がいるというのは国民からの信頼をなくしてしまい、今後社会保険に対する対応や保険料の徴収の低下などに繋がっていく問題だと思いました。 年金問題について存在を知った時期を憶えていません。	職員として一人一人に真剣に対応し信頼回復できるように努めました。
10528	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	人員の増加、職員の作業分担化等が求められると考えます。 一人の職員が窓口応対、電話応対、その他の社会保険業務等に携わりながら、年金記録問題に取り組んでいますが、非効率かつその職員の負担も多大であります。	平成19年で、紙台帳記録の一部があまりにも不正確に電算化されていることであり、当時の厚生年金記録には被保険者の住所登録がなされていなかったことも一因であると考えます。	適正な年金額を受給いただくためにとにかく昼夜を問わず、業務に取り組みました。年金記録の電算化後も定期的に記録の突合作業を行うべきであったと思います。
10529	地方庁	その他(社会保険事務局)	もう既に、様々な事が報道機関によって、明らかにされておりますので私の知る事柄はありません。	お客様から手続きの申請があった際には、記録を十分に洗う事と、その結果調査する必要が生じた場合には、「記録問題」について理解していただき、時間を頂戴する旨をあらかじめ伝えると良いと思います。	平成16年当時老齢基礎年金を担当しておりましたが、区役所で受け付けた裁定請求書は厚生年金について調べておらず、氏名検索をすると、厚生年金の記号番号が検出されました。 区役所で年金の裁定請求書を受け付ける際に厚生年金の記録が見られるオンラインが無い為にこのような事が起こるのです。老齢基礎年金を氏名検索せずにそのまま裁定して、眠っている厚生年金の記録があると思います。 このころ(平成16年)頃からこの問題について、お客様に不利益になるのではないかと思っていました。	請求者に職歴を確認し「そういえば、そのような所に勤めていた、アルバイトしていた」と昔のことを思い出され、厚生年金が受給できますとお教えすると「ありがとう」と、とても喜んで下さいました。金額の大小にかからわず納めた(掛けた)保険料が無駄にならず、お蔵入りしなくて良かったと私自身も心の底から嬉しく思ったことを憶えています。
10530	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません		任期職員として入所しましたが、ニュース・報道等で取り上げられてからです。 自分が事務所で勤務にするにあたり、微力ながら早期解決に努力して努力していきたいと思いました。	特別便や定期便で個人個人の記録に関する認識が強まってきたように 感じます。 定期便等を受け取ることにより、1人、1人の記録に対する認識が強まってきて よかったと思います
10531	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	年金制度に精通している人材の確保と育成。	窓口等にお客様の問い合わせが多数寄せられ、大変な問題であると認識していた。問題を知ったのは、平成19年頃。	とにかくお客様一人一人に、可能な限り記録について説明するよう心がけていた。 問題点としては、トップダウンの徹底がなされていないように思う。
10532	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	マンパワーで処理するしかないと思いますが、賃職ではなく職員を多く投入するほうが効率的だと思います。	実際に、10年以上期間があるのに請求していない人がいました。 遡及して支払われると額が多く見えますが、当時から受給していれば年金を少しでも多く受給できたわけですから、やはり責任は感じます。 名寄せシステムができたおかげでこのような問題が、発覚したわけですから、年金問題が発覚してからわかりました。	できるだけの調査をして、一人でも多くの方に、お知らせしたいです。 苦情だけでなく、感謝の言葉をいただいたときは、やりがいを感じます。 これだけの記録を管理するのに、昔の管理体制に問題があったと反省すべきだと思います。
10533	地方庁	その他(社会保険事務所)	認識している限りでは、特に把握できておりません。	本人が年金を請求する際に記録を確認すれば全て解決するといった事や本人の記録は本人がきちんと管理しているはずだという考えの下に処理をしていたと思われる。今さらではあるが、本人に通知することやサービス業であるという意識づけるといった方策をとるべきではあるが、限られた人員の中では処理を優先していしまい極め細やかな対応が難しいと思われるため、市町村との連携を密にし依頼できる分はお願いする必要が出てくる可能性がある。また、人材についてすぐに辞めてしまうようであれば一から教育し直しになってしまうので、自分の仕事に対して誇りがもて、この仕事を長く続けていきたいと思えるような環境づくり(現在は惰眠面だけが表にでているような気がする)をし、いい意味での今までのノウハウが生かせるようにする。そして、責任の押し付け合いではなく国全体の相互協力(個人個人を含めて)が早期解決への道であると思う。	年金の問題はあくまでも納付率について厳しく指導されていて、記録自体はそれほど問題とは認識しておらず、国でおこなっている事なので記録の管理は完璧であると思っていた。自分自身で問題を認識したのは世間一般で問題が露見したあたりでした。	問題も何もそのような自分の意識の中で記録問題はありえないという所からスタートしているので、相手方の話は中々聞き入れずらかった。自分が就職する際には組織が重大な問題になるような仕事をしているとは思えなかった。そのため、この問題について存在自体を認識していなかった、仕事自体について悪い言い方をすると疑いの目で見ていなかった、他人任せにしていたといった点がもっとあるかもしれないが反省すべき点として現時点では挙げられる。
10534	地方庁	その他(社会保険事務所)		方策という具体的なことではありませんが、期間照会の回答に1年以上かかっているのが現状です。手作業で名簿等を確認するので、人員が不足しています。まずは人員増をお願いします。 年金記録が判明し、再裁定を行う時に昭和40・50年ごろの生計維持や所得確認を行っていますが、大変な手間や生計維持の確認がとれない場合が多く見られます。法的に生計関係の確認が必要なのは分かりますが、この年金問題に関しては、添付書類等の省略はできないのでしょうか。 時効特例みたいに特別な事務処理の法律を作れば、事務処理については迅速にできるようにな	年金記録問題は、国民の信頼を損なう重大な問題です。早急に解決し国民の信頼を取りもですようにしなければならないと思います。	特別便の窓口では、来訪者の方に納得して帰っていただくよう対応するよう心がけていました。ただ、専門的な知識が少なく、平成21年4月に総合相談室に配属になった現在では、もっと丁寧な対応ができたのではないかと思います。
10535	地方庁	その他(社会保険事務所)	旧台帳において、同じ名前の読み方でも漢字が異なっていたり、生年月日が違ったりしている記録が思っていた以上に多いことに驚いた。	時間がかかると思うが、1件1件一人一人の被保険者の方、或いは受給権者の方の記録を調査、解決していくことが大切であると思う。	私が入職する前にはすでにマスコミなどで「宙に浮いた年金」或いは「消えた年金」で大変騒がれていた。騒がれていた当時は社会保険庁の怠慢などから生じた事だと思っていた。しかし、それだけではなく、当時の個人の記録のシステム管理や法整備が不十分なのではないかと思う。	先ほども記述した通り1件1件の記録調査の地道な作業が大切であると思う。反省点としては、もっと早く法律によって1人1年金番号といった法整備や、旧台帳記入の当時においては台帳にフリガナの記入の箇所を設け、添付書類には住民票等名前、生年月日が確認できるようにするなどの対応が必要ではなかったかと思う。
10536	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	人員を増員する。	任期任用付職員として採用された頃に深く認識するにいたりました。	人員が足りないことから業務が遅延しお客様へご迷惑をかけるような事態が発生しております。よって今後国民の信頼回復するため財源を確保することが必要と考えております。0
10537	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道されていること以外は知りません。	今まで同様、国民一人一人ときちんと向き合い、1件1件丁寧に真摯に対応する。	国民の生活に係る重要な問題と思います。 私が採用された時は既にオンライン化されていました。そのため、基礎年金番号への未統合記録があることは知っていましたが、件数や他の問題については、まったく知りませんでした。	国民の生活が係る重要な問題であるため、国民の立場に立って誠実に対応しようと考えました。コンピュータへの入力時にもれや誤りがあったり、台帳の転記誤りの確認作業が完全ではなかったことが反省点だと思います。
10538	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	ねんきん特別便の処理方法で、各都道府県が抱えている問題がたくさんあると思いますので、問題を共有して処理方法のルール作りが必要と思います。	国として責任ある対応をしなければならない問題だと思っています。 実際のねんきん特別便等の処理はそのほとんどを地方で処理しているわけですから、いろいろな問題があると思います。 その処理をする地方の声を聞いていただきたいです。中央や政府の方は、問題の重さをどのくらい感じていらっしゃるのでしょうか。 問題が存在することを知ったのは、ねんきん特別便を全国民に対して送付することが決まったころだと思います。	消えた年金の問題で言えば、スピーディーな回答を心がけていますが、平常業務と平行して行っている以上、限界があります。 このような状態で早く処理しろと言われても無理でしたし、平常業務が滞ることも出来ないと考えると、仕事に行く気力が無くなりかけたこともたびたびありました。 我々もそうですが、お一人お一人の大切な記録を管理しているという気持ちに問題は無かったのかと考えてしまいます。
10539	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし		手書きの記録を、オンライン化する際に漏れや誤りが多くあったと思う。社会保険庁全体の問題と認識しています。平成元年より国民年金事務をしているが、その時点でも漏れや誤りがあったが、当時は全国的な問題とは認識していなかった。 オンライン化後の問題として、法律を知らなくても操作入力ができるものもあるため、入力誤り等があるように思われる。 また、逆に法律を知らないと操作入力ができないこともあるため、処理の中で法律を知る機会になることもある。 ようするに、機会操作する側の法令などの知識・理解が必要なのであるが、数多い法律改正、経過措置などに、職員がついていけない部分があることに問題があると思います。	記録漏れの相談があった場合は、台帳(マイクロ記録含む)、市町村名簿の確認については、当時より行っていた。(厚生年金の記録照会は担当したことがない。) 件数についてはわずかな問い合わせ(月～3件)であったため、全国的な問題と認識できなかったことが反省点と思われます。 また、職員の法令の理解については、現在でもそうであるが、約2年ごとに人事異動があり、事務分担も変わるため、部門ごとのスペシャリストが少なくなっていると思います。合理化などでそのような職員も退職などで減少し、引き継がれなかったことも問題である。 ブロック本部などにそのような職員を配置し、研修などの機会を増やすようにしなければいけないと思う。
10540	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	わかりません。	大変な問題だと思いました。 いつ頃かは覚えていません。	私にもできることをしなければと思い、特別便の送付により各事務所が混雑した際、各事務所に出向きお客様対応をしました。 働いていたけど、会社自体が加入していなかったり、加入していないと思って諦めていたり、いろいろなケースがあるため、自分の加入していた厚生年金の記録や納付した国民年金の記録を、ほとんどの場合年金請求時にしか確認しなかったということが問題点だと思います。
10541	地方庁	その他(社会保険事務所)	特ににありません。	地道に手作業で処理を行っていくしかない。	問題と認識したのは年金記録問題としてとりあげられた時。 正しい記録として整備されて、正しい給付が受けられないのは問題と感じた。	現時点では取得届の処理などで疑重複を出さない。 お客様に連絡をし、新たな年金番号を払い出さないようにする。 現在でも疑重複は発生している。年金番号は一人ひとつであるという 広報が不足しているのか。また取得時の年金番号の確認を徹底しなくてはいけないとも考えま
10542	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	オンラインシステムで名前や生年月日等はわかるが、記録が収録されていなかったり、住所の登録がなかったり、登録可能な情報が未入力になっているものも、早急に登録し、名寄せ等する必要もあると思います。	手審未統合に伴う記録の脱漏、納付記録の脱漏、国民の皆様に大変不安な思いをさせてしまったこと、信頼をそこねてしまったこと、道憫なおもい。	誠心誠意お客様の立場にたった接客につとめた。 基礎年金番号を導入した時点で、もっとスピーディーに記録確認を取り組むべきであったと思う。
10543	地方庁	その他(社会保険事務局)	他人の記録を統合してしまうミスがある。	人員を増員するしかない。	年金は生活費の重要な一部なので、生活にかかわる重大な問題と思った。2006年初めて年金相談をしたとき必ず加入期間の確認が必要で統合されていないデータが多いとは思っていた。	社会保険事務所でできる対応できる最大限の対応をこころがけた。他人の年金記録は他人事と思っていたのではないでしょうか。
10544	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。		マスコミでとりあげられるまでは知らなかったし一民間人として関心もなかった。	社会保険事務所でのずさんな処理が一番の元凶ではあるが、国民も無関心すぎたと思う。その意味でとくべつ便、定期便等は効果があったと思う。
10545	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	一つの記録を書面で判断することはできません。その年金記録情報に比較的近い受給者等に情報提供し情報を得ることから始めること。		60年以上経過した宙に浮いた年金記録を受給者等に結びつけることは、容易なことではありません。調査時間も多く、記録を発送する経費も多く、さらに、受給者は、満80歳以上となった高齢者です。一刻も早い解決のために、せめて来訪者に対しは、聞き取りに注意しどんな小さな言葉(就労情報)を大切にし記録判明に至るようこころがけました。反省点として、受給年齢になったら年金記録を整備すればよいの考えこそ、この問題の根本であると思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10546	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	なし。	あまりにも処理を急ぎすぎていると思います。 もう少し、落ち着いて時間をかけて対応すべきです。	最優先して対応する問題と認識していました。 問題を知ったのはマスコミの情報からですので、数年前です。	指示された対応を忠実に実行しました。 問題になる以前から、年金記録の整備を計画的に迅速に対応すべきだったと思います。 また、被保険者への年金定期便等の情報提供も、もっと早い段階で実施していれば、これほどの混乱は避けられたと思います。 あと、マスコミへの対応も良くなかったと思います。誤った知識をマスコミによって植えつけられた、お客様が非常に多かったと思います。 それですので、もっと積極的にマスコミで、正しい説明をするべきだったと思います。(特にテレビ番組で！) 今回の年金問題で、優秀な人材が多数退職してしまったことが、非常に残念です。もっと、地方への早急な増員や予算の増額を実施していれば、ある程度は避けられたと思います。 全てが後手、後手です。
10547	地方庁	社会保険事務所課長級以上			問題の認識 ①紙台帳からデータへの登録誤り ②被保険者への周知、広報の欠落 問題の存在 ①この問題より以前 ②この問題が起きてから	対応について わかりにくい言葉を要約して説明。 反省点 制度の複雑さ、保険料徴収が実報酬でなく標準報酬月額での取扱、被保険者に対するあるいは事業主に対する制度の周知徹底の低さ、事業主の事業主としてのモラル低下、欠落。
10548	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	記録確認作業に必要な人員を確保すること、期限を設けることは必要であるが、1人でも多くの国民が納得のいく結果が得られるように、十分な調査時間が確保されることが必要と考えます。庁から送付される文書の種類が多く、特に電話の場合。どの文書に対する照会であるか判明するまでに時間を要しているので、個々人の現在の状況が機械ですぐに把握できるようなシステムの構築が必要と考えます。	年金記録問題は、主に機械化や基礎年金番号導入前からの蓄積されたものであり、解決していかなければならないけれど、選挙公約にあげるような、いついつまでに、というような簡単な内容や件数ではないと考えていました。 だた、この問題がマスコミ等で公に報じられるようになり、国民の年金、社会保険庁に対する信頼が損なわれることになったのは、残念に思います。 しかし、年金記録調査を要する方々は、高齢であったり、すでに亡くなってしまっている方だったりもするので、職員一丸となって取り組んでいかなければならないと考えています。 年金記録問題については、自身が期間照会業務をするようになってからの数年前ですが、膨大な件数はマスコミを通じて知りました。	国民の信頼を回復できるよう、記録調査業務については徹底的に調査しました。紙台帳から機械化される際の間違い、確認不足があまりにも多く、仮名漢字変換や、生年月日の誤りなど、その時点でのチェックを徹底しておくべきであったと考えます。 また、過去からの滞積されたものなので、もっと早くこの問題を取り上げて解決に向けての対応をとっておくべきであったと思います。
10549	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	ねんきん特別便の未回答者の解消。 予算・人員等が必要となりますが、職員(特定・アシスタントを含む)が改めて登録住所又は住民票上の住所を戸別訪問し、本人の記録かどうか確認する。「不在、本人の記録ではない等」の理由でも、年金記録としては残っていますので、訪問事跡を管理できるようにシステムを改善し、一旦調査終了としてもやむを得ないと思います。	基礎年金番号導入前は国民年金・厚生年金それぞれの制度で番号が払い出され、事業所を変わった場合にも年金手帳が新たに交付されたりと、一人で何冊も持っているという事例はありました。しかし、年金記録はコンピュータで管理されていますので、年金請求時には氏名索引等により職歴・納付記録を確認し、請求者へも説明を行い納得してもらったうえで年金を決定していましたので、平成19年に約5000万件の未統合の年金記録があると問題が発生した時には、正直言って大変驚いています。 この問題を自分自身に置き換えてみると、国民の皆様が「詐欺にあったのと同じだと」口々にいうことは当然のことと思います。	私は年金給付課・庶務課へ所属しておりましたが、年金記録問題が発生してからは事務所への来訪者数が通常の年金相談等の3倍～4倍の相談者訪れました。年金給付課当時は窓口相談対応、庶務課では事務所だけでは対応しきれず、特別便専用の会場・駐車場・案内板の確保等裏方で皆さんのサポートをしました。 年金記録は非常に長く管理しなければならず、手作業時代からコンピューター管理されるまでを含め、最善のシステムを取り入れていたと思いますが、結果的にこのような問題が発生してしまいました。記録の管理はもちろんですが、併せて過去に相談を受けた事跡等の管理できるシステムを開発し、管理することが必要と思います。
10550	地方庁	その他(社会保険事務所)		個人で取り組むには限界があるので、マンパワーの拡充は不可欠であると思う。また職員の仕事に対する士気・モチベーションを持続させることが、ひいては抵抗する諸問題に対する解決に着実に近づくと思われるので、労働環境の整備や、職員間のコミュニケーションを常日頃計る取り組みを取り入れたらよいのではないか。	年金記録問題については、組織の今課員を揺るがす由々しき問題であると認識している。 記録問題の重要性を認識の上、その存在を知ったのは平成18～19年頃であったと思われる。	被保険者の記録回復および整備に精一杯対応しようとした。 現在に至るまで社会保険事務所にて年金(得別便および年金定期便の対応を重ねてきたが、本人の記憶違いや、基礎年金番号創設当時の番号統合手続き漏れ、また事業所側の関与といった問題も浮き彫りになってきた。 自庁の非を謙虚に認め、反省し、問題解決や今後に活かすという姿勢も大事だが、あらゆる面で誤解を招かないよう今まで以上に広報周知・説明に力を入れ、信頼回復に努めるべきだと考える。また正しい報道を行うよう、一方的な報道にならないようマスコミへの毅然とした対応をすべきではないだろうか。。
10551	本庁	本庁課長補佐・係長・ 主査級以上	特にありません	優先順位をつけて着実に進めていくしかないと思います。 すでに現在進められているように、現存者をはじめ、記録の突合作業や自己申告の情報をもとに確認作業を確実に進めていくしか方法はないと思います。ある程度の時間がかかるのはやむを得ないと思います。 あるいは、多少の疑問が生じても受給者、被保険者を救済をするという割り切りをするのも一つの方法であると考えます。 個人的には対象者が高齢者であることは承知のうえですが、記録回復作業には時間をかけて行うべきであると考えます。	年金記録問題が大きくクローズアップされた頃は、保険局からその他関係機関に異動したこともあり、この問題を外部から客観的にみていました。 正直言って当事者意識は低くかったのですが、公表資料等からみても事の重大さを認識していました。、	その他関係機関に在籍しており、そこでは一つの大きな問題項目としてあがっていたため、必要に応じて情報収集をしていました。 反省点としてあげられるのは、被保険者、受給者の立場に立つという基本的な認識が欠けていたのではないでしょうか。対象者数が膨大にのぼることや最終的には裁定請求時にフォロー可能という甘い認識があったのも事実であると 考えます。そういった意味では、平成9年時の基礎年金番号を付番したタイミングで積極的に記録整備を進めていれば、現在のような問題にまで発展していなかったかもしれません。時間をかけてでも汲々と作業を進めていくべきです。
10552	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じておりません。	年金記録相談体制を最優先とし、これまで以上に充実させることが必要だと考える。	基礎年金番号に統合されていない手番の数が多い、という問題と認識しているが、問題と認識されるまでは、裁定時に統合できれば問題無いという認識でした。	年金特別便の対応を最優先とし、1件でも多く未統合の手番を減らすべく、積極的に窓口対応を行なった。基礎年金番号制度ができた時から現在に至るまでの、対応の仕方が十分で無かった
10553	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知らない	大並に派遣職員を雇い、スキルアップさせ、各都道府県が、地道に1件、1件片付けるしか、方策はない。そのためには、政府が予算を大幅に投入するしかない。	平成9年の基礎年金制度発足以降の、事業所から、提出される、資格取得届に、疑重複手番の警告がでて、事業所に調査をかけるも、適切な返答が頂けず。これは、全国で、かなりの数に上っていくのではと認識しだした。	制度設計が、甚すぎたと思う。だいたい、社会保険は、零細企業を相手にする制度で、モラルや、法律意識にかける人が、社長になってる場合が大半で(全ての社長がそうであるというわけではないが。)、その社長に全面的に責任を負わせるような、届書方式にしてしまったのが、反省点ではないか。だいたい、社会保険制度を、政治家、官僚、国民も含めて、安易に考えすぎたんではないか。事業所から提出される届を、社会保険事務所から通知する場合、本人に対する通知がないのが、おかしいのである。そのようなことから、改善していくべきだと思う。私自身の対応としては、年金相談時に、入念に職歴確認を行った。一職員としては、それしか無いように感じ
10554	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	○ねんきん記録問題の解決方法全体は把握できていませんが、私が関わった窓口や電話相談、記録確認の中で心配になることがあります。記録問題が起きて以来二つの事務所を経験しました。 事務所ごとの相談処理方法に差がありすぎます。報告内容と実際の食い違いはないのでしょうか。	○厚生年金の期間調査を担当していた時、昭和32年以前の期間のうち名簿に期間はありWMには記録がない事例があった。名簿とWMとはデータが異なることがあることを知りました。 その当時課長等や管理職の方にたずねたが、あいまいの回答でこれについての対策はされていない。 ○窓口相談や期間照会の方に、WMのデータは渡してはいけないと課長から言われていた。私は本人が自分の記録確認をするためため渡したいと言ったが、課長はみとめられないと言うのみで課長より明確な理由はきけませんでした。長い間疑問に思っていました。	○いつでも課長をはじめ上司にその内容を説明し、記録は大切であり正しく管理するため、関係部署に働きかけてほしいと申出をしました。しかし私には仕事を真剣に考えていると感じた上司はいませんでした。 ○被保険者、受給者の立場を考える職場であることが大切です。いい加減な仕事をすることは許されない雰囲気がなかったことが残念です。特に管理職の意識は仕事を左右します。 ○管理職の意識を変えることが大切です。法令遵守をしているかの窓口。法令の解釈など仕事の相談窓口等の充実を希望します。ワンストップサービスができる職場環境を作ることが大切で
10555	地方庁	その他(社会保険事務所)		一刻も早く国へ戻し、最後まで国が責任をもって行うべきだと思います。	国が運営しているものであるため、間違いはないと信じていただけにとても残念でした。平成19年頃知りました。	1人でも多くの人の問題解決に向け、全力で取り組みたいと思いました。チェック体制の甘さが問題発生の原因と考えています。
10556	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在もそうですが、全所体制で対応していくこと。	非常に大変な問題で、本来あってはならないことだと思います。	自分で出来ることを協力して、なるべく早く解決できるようにと思います。
10557	地方庁	その他(本庁)	ありません。	特別便などで記録の確認をして、それを極力早めに給付に結び付けていく必要があると思います。	[redacted]裁定のときに国民年金の期間が一部反映されていないの記録を人がいたので、そういう方がいらっしゃるのは少し認識していましたが、ご本人からお申出があれば給付に結びつくのだろうと思っていました。 記録問題が、これほど大きな問題だということは、平成18年5月頃の記録問題が大きく取り上げられるまでは認識していませんでした。	ご本人からの申出を待って対応すればいずれ給付に結びつくと考えていましたが、今となれば、当局側からお客様に対し、年金記録をはじめもっと情報を開示し、確実に給付に結びつけるよう努めるべきだったと思います。
10558	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	複雑な事務処理に精通した職員の集中的な配置、処理システムの改善などが考えられると思います。	事務所で確認の取れない記録が存在していると思いませんでしたので、問題として認識していませんでした。 新聞等の報道で年金記録問題が存在することを知りました。	期間の調査等は、事務所で記録が全て確認が出来ると信じていましたので、問題意識をもっていませんでした。 年金記録問題の反省点としては、社会保険庁が所持している年金の記録を全てオープンにしていなかったことだと思います。
10559	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	他人の記録を含んで、裁定されて支給中の者がいる。 老齢として裁定されているが、過去において脱退手当金にて支給済のもの。 上記2例について、具体的に基礎年金番号等は覚えていない。	まずは、オンライン化できるものはすべて行う。	早期解決が難しいため、重大かつ困難な問題である。 10年程前カセット記録について、開けないものが存在すると聞いた覚えがある。ただ、具体的にどのようなケースか件数はどのぐらいあるのかまでは聞いてはいない。	1人1人のお客さんに丁寧に対応。 ねんきん特別便等の通知は、紙台帳オンライン化が終了した時点で行うべきだったと思う。 現時点では、職員個人の記録問題解決への危機意識が足りない。
10560	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	過去の制度、事務処理を知っている職員を活用すべきではないかと考えます。なぜなら、名簿の見方等の資料は、いただいていますが、やはり具体的な事務処理方法が分からないと判断が難しいケースが出てきています。 もうひとつは、020110の事業所名簿検索をきっちりと作ってほしい。移管事業所のなかで、前の事務所に名簿が残っている場合が結構あると思われます。その前の事務所が検索でひっぱ	紙台帳から機械化する時期を経験したが、自分の考えでは何年もかかる大掛かりな事業だと思った。しかし、私の知っている範囲では、単年度事業と聞いて、それで完全に移行できるか疑問に思った。	事務所の職員であったから、どうにも対応のしようが無い。誰かの責任にする気はないが、機械化の進め方を作成した人が、事務所の実態を知らなさ過ぎたのではないかと思う。あの時点で、もっと時間と人手を使っていればよかったのにと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10561	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			●私が年金業務に携って早30年、年金記録問題の発覚は、これまで創り上げてきたお客様との信頼関係を失墜させ、毎日がお客様に対し言い訳ができない、平身低頭、萎縮する心、自信喪失、心身疲労困憊といった状態になりました。 しかし、この問題は、これまで私達職員中心の甘い考え方(事務処理方法)を、お客様第一の考え方に気持ちを変革するきっかけであり、中央と地方、現場が一つになった年金行政を再構築しなければ信頼回復は望めないと認識しました。 ●平成9年基礎年金番号導入時の窓口対応時等おいて、いくつもの年金番号を持っている方がかなりいましたので、実際どれくらいの方が統合処理されたのか気になっていました。 見つかった時に処理すればよいとか、年金請求時に確認して処理すればよいとかいった受身的事務処理に問題があったと考えます。 ●平成19年6月に公表があって、基礎年金番号の未統合の記録が5000万件あること等初めて知り驚きました。	●平成9年に基礎年金番号が導入されて以来、年金記録問題が公表される以前から、窓口当番、集合徴収、年金制度説明会といった機会ある毎に、お客様に対し「ご自分の年金手帳、年金番号、年金記録を確認しに社会保険事務所へ来て下さい。もしくは私が訪問します。」と言って対応してきました。 ●1人でも多くお客様から信頼回復を得るため、まず「あいさつ運動の実施」と待合室の状況を確認し待ち時間が長いと思われるお客様には「声かけ運動の実施」、「親切、丁寧な窓口電話対応」、お客様の苦情には「傾聴」、窓口が混雑してきた場合は、お客様に対し状況説明を行ってきました。 〔反省点〕 ・オンラインシステムを導入以前に年金記録(紙台帳)の管理の徹底を全国統一して行うべきだった。 ・平成9年の基礎年金番号導入時から、都度未統合の記録の状況を公表し、当時から徹底して確認作業を実施すべきだった。 ・方針管理の徹底、中央からトップダウンよりも地方からボトムアップ、現場(職員とお客様の声)を集約、年金、失業保険、生活保護、介護を一つにした制度の構築
10562	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に存じ上げません。	年金記録問題は当然早急に解決しなければいけない問題だと思います。人的資源を最大限投入し、行政で管理している記録と被保険者の方の記憶とを照合するため、訪問調査等繰り返し調査を行うことが必要と考えます。すでに世間一般に知られている問題ではありますが、繰り返し広報等により呼びかけていくことが大切だと思います。	4年ほど前に年金の給付事務を担当しているときに報道で知りました。受給権者の方が年金請求をされるときに氏名検索をしていましたし、必ずご本人様に年金記録の確認を行っていたので、順次整理されて将来的にはほとんどの記録が基礎年金番号に統合されるもの思っていました。未統合の記録が5千万件も存在するとは全く考えていませんでした。	以前よりもより注意深くご本人様へ記録の確認をするようにしました。また、少しでも勤務した記憶がある場合は記録照会をするよう説明してきました。 反省点としては、結果論にはなりますが、基礎年金番号が早期に導入されるべきではなかったかということ。また、厚生年金記録にもっと多くの情報を収録すべきではなかったかということ。そして最も反省すべきなのは適正な年金記録の管理のため最善をつくせなかったことだと考えます。
10563	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	お客様一人ひとりの記録の丁寧な確認作業が必要だと思います。	日本国民全員にかかわる社会的重大な問題だと認識していました。 この問題を知ったのは、3～4年前に新聞またはテレビニュースだったと思います。	お客様がご納得できるよう、一人ひとりの記録の丁寧な確認作業を心がけております。反省点としては、基本的な確認作業というものがしっかりと行われていなかったこと、またはすべてがそうではないことはわかっていますが、一部のかたによる責任感の欠如だったのかもしれません。
10564	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		これまでの対応で、5,000万件の全件解明がほぼ不可能である以上、この問題に集中的に取組む期限を設け、その間の対応を明確にしたうえで、期限内に判明しなかった記録の追跡調査を行政側からは行わないことを明言するようにしたほうが良い。 期限内の対応については、これまでの結果を元に①今後も解明が進められる事項とその見込み件数、②今後の解明が困難である事項とその件数、解明が困難な理由、及び①②の対応方法を公にし、国民の理解・承諾を受けたうえでおこなうこととし、期限内で最大限の努力をすることとすべき。(期限後は体制を縮小し、担当部署での継続対応としていけば良いと考える。)		
10565	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	職業差別ではありませんが、旅館業の仲居さんや地方を転々としていた人達(特にサービス業)は、偽名や年齢をごまかして就職してきた人も結構多いから、5000万件の完全解決は不可能であると先輩から聞きました。	今後、総背番号制の導入	基礎年金番号導入時に、現存被保険者記録に付番したことから、喪失していた記録(旧姓記録等)について、完全に手番登録されていないことは知っていたが、生年月日のまるめ、名前が入っていない記録、業務センターにおけるいいかげんなフリガナ入力等は問題発生後に知った。氏名・生年月日で検索してもお客様の記録が発見できなかったのはそういうことだったのかと驚いた次第です。	街頭相談・手番払出簿調査・マイクロ突合・期間照会回答業務等々記録問題発生後は、正しい記録になるよう、また、早く回答できるよう残業残業の日々が続きました。 今後は、紙コン突合が開始されますが、もう少し時間をかけて照合作業をしないと「早くろ！」では昔の二の舞になりかねないと思われます。記録の見方は専門職の知識がないと賃金職員では非常に困難な部分があります。
10566	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	ありとあらゆる照合作業を行い、水面下に埋もれている記録を全て明らかにすることが大事だと感じます。	WMに登録されていない記録が5万件もあるのは、想定外のことでした。 国民の信頼を揺るがす大きな問題だと感じました。 マスコミが報じたとき。	本人の記憶が正しいとの前提のもと、誠実な対応を心がけております。 これまでは、年金の加入記録が将来お客様の生活の基盤となる(財産となる)という意識が欠如していたために、ずさんな管理になったと感じます。 また、年金記録を扱う官署としての自覚が足りなかったとも感じます。
10567	地方庁	その他(社会保険事務局)	問題といっていいかわかりませんが、明らかに本人記録と推測されるものについても、本人が「自分のものです」と言わない限り統合はできませんし、遺族の場合はさらにわかりませんので、全件完全確認は不可能だと考えています。 また、本人が生活保護等を受給している場合、年金受給により保護減額あるいは廃止となるため、あえて自分の記録であると答えない場合もあります。 そのような場合はどうすることもできません。	無理を承知で乱暴な意見を申し上げれば、他に明らかな該当者がいない場合は職件で統合、再裁定を行うしかないと思っています。	平成9年の採用時から未統合手番が非常に多いこと、領収書があるにもかかわらず納付記録がないものがあることについては認識していました。 当時は、年金請求時にきちんと整理するため、大きな問題にはならないと 考えていました。	本人記憶が曖昧である場合に未統合手番をそのままにしておいたことが 今回の問題の大きな原因でありますが、そもそも、過去は氏名検索そのものが不可能、あるいはシステム上不十分であったと聞いています。 なによりも、そういった、記録・システムが不備であるという前提で業務を執り行う姿勢が足りなかった思います。
10568	地方庁	その他(社会保険事務所)			入社した時からこのような問題が存在するのは知って知っていました。 申請主義をとっている以上難しい問題だと思っていました。	お客様に対して誠実に対応しようとしました。 過去の年金記録の管理がずさんであり機械化された時にすべての被保険者台帳をWMに入力すべきだった。そしてその時に記録整理すべきだったと思う。 また、いつも何か問題が起こってから行動してきているので、後手に回ってしまい問題が広がる。もっと先手を打つべき。
10569	地方庁	その他(社会保険事務所)	今の時点では、特にありません。		年金番号を多数持たれていたり、旧姓がある方又は氏名の読み間違い等本人の記録が統合されず、記録漏れとなり問題となっていると認識していました。 新聞やテレビでの報道では知ってはいましたが、実際仕事として携わりはじめて1ヶ月後に毎日の業務で多数の記録が見つかりこんなにも漏れがあったのかと驚きました。	個人の大切な年金に、このように頻繁に漏れが発生したら生活の支障になると考えます。特別便や定期便で記録の確認をして頂くのはとてもいいことだと思います。窓口に記録問題以外で来られた方についてもお時間があれば特別便・定期便の回答をして頂いたかお聞きするようにしています。 事務処理、資料の整理をするだけでも改善できると思います。
10570	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	提出された記録照会票を地道に一つ一つ丁寧に確認・回答していくことが一番の方法だと思います。また、回答が無い加入者に対しては、訪問していくことも有効なのではないかと考えます。	年金記録問題を知ったのはマスコミ等で取り上げられ始めた時期で、私個人としては、昔の紙台帳をオンライン化するときの入力ミスにより誰の記録かわからなくなり、将来の年金額に多大な影響が出る大問題だと認識しています。	現在、年金関係の部署に配属されたことが無いため、専門的な知識はあまりありませんが、記録の確認方法等を学び、照会に対する回答を少しでも手助けできればと心掛けています。また、こういった問題が起こったのは、職員一人ひとりが大切な生活にかかわる職務を遂行しているという認識が欠けていたのが原因の一つだと思います。
10571	地方庁	その他(社会保険事務所)	旧名簿の切れて判読不能や台帳そのものがないものがある。また事業所名検索システムに入っていない事業所が多数ある。仮記号などで。	地道に時間をかけて、やるしかない。基礎年金番号導入前に記録を整備をしておいたら、よかったと思う。	昭和62年頃、オンライン切り替え業務の時、中間時送達のときに、補正リストなどが、出力された時、認識して、声をあげたが、上まで伝わらなかった。もっと、早く記録整備をすれば、よかったと思う。	年金得別便の窓口相談のリーダー、入念調査係。厚生年金特別便記録調査のリーダーとなり、中心になって、対応した。あまりにも、通知や文章が急すぎて、現場が回らない。一年に一気にやりすぎた。まず、年金受給者をして、一年後。その後、年代順にやるべきだったのかなと思う。
10572	地方庁	その他(社会保険事務局)	存知あげません。	お客様の記憶と社会保険庁の記録を、何年かかろうとも、通知をだして確認をしていただく等、地道に突き合わせていくしかないのではないかと思われます。 もし2～3年の間に全て解決するというのであれば、お客様からの申し出を全て年金記録に反映させることしかないのではないかと思います。	問題認識としては何故と考えておりましたが、認識としては低かったです。 私は最初の配属が、国民年金課に平成5年でした、その際に国民年金記録訂正を行っていましたが、WMの記録と旧台帳の記録とに相違があり、更には市町村との記録とも相違がある、その際には全ての記録を総合判断し、お客様に一番有利な情報に記録訂正を行いましたが、お客様にご迷惑をおかけし申し訳ないと思いながらも、記録が膨大だから仕方が無いなかと感じていました。	とにかく誠心誠意で対応するしかないと考えます。 反省点としては、まず周知広報不足かと思います、今回の年金問題の件で年金の制度はかなり浸透されましたが、以前においては、年金は受給近くになってから関心をもつものと感じられました。厚生年金では、会社に入るたびに新しい年金手帳が作られる、20歳になっても自分が国民年金に加入しているのか、加入していないのか判らない。以前は電話口、年金記録は、プライバシーの観点から教えることが出来ないと、それは悪いことではないと思いますが、現在問題が生じてお教えできるようになりましたが、何故以前からやらなかったのかと感じます。 厚生年金の報酬問題にせよ、報酬変更においても、事業主に送付しているはずなのに職員には渡されていない。 とにかく周知広報は必要と思われます。
10573	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません		平成6年頃業務課(厚年適用)に在籍していた時に厚生年金の遡及訂正により滞納事業所の調定額を少しでも抑えて、収納率を少しでも上位へ上げるための手法のように使われていることがあった。保険料を払うかやめるか(適用事業所)が徴収職員の権限のように折衝の現場で行われていた。 保険料を払えない事業主と未納保険料が減少する職員との最後の合意ができる方法であったのかも解りませんが・・・ 平成10年頃に福島のタクシー会社の社保職員が聞わった偽装脱退の問題がNHKに放送されたことをきっかけに職場でも、上記のような手法を用いることが無いよう徹底がされた。	平成12年に徴収課に配属されたときに前記のような話を事業主から、たまに話を持ち出されることがあったが、偽装の届出は出来ないこと、社会保険の脱退による負担しのぎは一時的なものであって、従業員とその家族は望んでいないことを説明し、保険料の納付を求めることに努めた。 当然、全部の事業所が保険料を全額払ったわけではなく、倒産などもあったが滞納事業所数は、少しずつ減少し収納率も改善することができました。 わたしは現時点では、本来の役割をすべての職員が理解し、組織が新しくなることをきっかけに管理者(管理職)が、職員の見本となる行動を行うことで、新たなスタートと年金機構が国民に理解され、より良い年金制度へするための方法であり、年金記録問題の起こった時に職員として在
10574	地方庁	その他(社会保険事務局)				
10575	地方庁	その他(社会保険事務所)			不適切な事務処理	適正な補正
10576	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金事務担当経験なく解らない。		年金記録問題が、クローズアップされてからです。	これを機会にお客様の年金相談に対応できるよう勉強をした。
10577	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般以外のことはわかりません。	年金記録問題が発生し、記録照会が増加した際、記録整備等を一括集中した体制を早急にしたほうがよいと思っていました。新組織では、各事務所等においても記録課という体制がとられるので問題解決になると思います。 また、記録については、たとえば当時の国年マイクロ台帳の見方等きちんと把握している人はほとんどいないと思いますので、当時かかわっていた方々が記録整備チームの一員として携わることかでき、指導していただけるとマイクロ台帳の整備はすこしスムーズに対処できると思われます。	ねんきんとく別便が送付されるようになってから、手番統合がされていない方が 多いということがわかりました。	記録相談等の対応時には、厚年手番のままの記録についてはご本人もアルバイト等とあまり認識していないこともあり、なるべく思い出していただくような相談を心がけていました。 基礎年金番号と一人ひとつの番号となされる際、当時返信等が不十分なままとなっていたことも今回の浮いた年金といわれるものかと。今後はこのようなことが無いよう一人に対して重複した番号が払い出されないよう心がけることがご本人に対して記録管理としてはよいと思われます。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10578	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				平成9年当時、基礎年金番号制度を導入した際に、年金番号を複数保有している方が相当数いることが、判明しながら有効な手立てが打たれなかったことが反省点ではないでしょうか。しかしながら、年金手帳を複数所有している方の中には、あえて過去の手帳を就職の際に提示しなかったり、様々な事情により、過去の履歴を伏せて働いていた方が相当数存在したのは事実であり、個人の年金番号を特定するのが非常に困難な状況が背景にありました。 中小企業の事業主も当時、個人の年金番号を確認(取得届提出時)することに積極的ではありませんでした。
10579	地方庁	その他(社会保険事務所)				
10580	地方庁	その他(社会保険事務局)		地方へのマンパワーの更なる投入が必要。庁でできないと勝手に判断したものを、どんどん地方へ降ろすから。	採用され働き初めて直ぐに、先輩がたに教わった。 オンライン採用時の無計画さが原因。	計画性のなさ。時間の無さと甘さ。
10581	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		平成17年ぐらいから国会議員の年金未納問題で、社会保険庁パッシングに始まり、一般の年金受給者の方の記録漏れ、国民年金免除業務の問題等の認識しかありません。	法定受託事務の復活、各市区町村との連携無くして年金問題に取り組むのは、現在の組織体制や人員、人材不足では補えないと思います。失った信用の重さを機構に行かれる職員のみに押し付けるのは、理不尽に思えます。人材育成にもっと時間をついやすべきです。誰も責任を取らないというわけにはいかないのは、組織に所属している人間として十二分に理解は出来ます。が、しかし、トカゲの尻尾きりや報復人事、問題を起した職員を平然と厚生省に採用って、真剣に仕事に向かう職員のモチベーションは今は無いですよ。
10582	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	すでに実施されている方策以外は思いうかびません。	基礎年金番号に未統合の手帳番号があるのは認識していました。ただ年金の裁定請求時など、ご本人の記録を確認する機会があるので、いつまでも未統合のまま残るとは思っていませんでした。 5000万件を超したのは報道されてからです。	特別便・定期便でご本人から提供いただいた情報をもとに早急に統合作業をすすめていくしか方法はないと思いました。 電子化の際の収録誤り、収録もれにより、ウインドマシン上で本人記録として確認できない記録が多数発生したのも未統合の記録が残る大きな原因かと思います。
10583	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	全所一丸になって対処する。社労士等年金に詳しい方(OB等も含む。)の協力。	相談員として入職した平成18年8月頃。	過去の新聞記事等をみたところ基礎年金番号導入時点で未統合記録が3億超と判明していることが明らかだったので、さきのばしないで対応していたら、ここまで問題が発展しなかったので
10584	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に無し		未統合記録が多数存在していることは、基礎年金番号制度ができる以前から認識していた。業務課で期間調査を担当しており、重複取消処理を多く行なった。当時は、年金請求時の履歴との突合せにより、最終的には解決されるものとの認識だった。	当時は、お客様の立場で考えるという認識がなかった。(制度が複雑であること。人の記憶は薄れていくこと等)年金請求時は記録統合の最後のチャンスでもあり、積極的な記録確認、制度説明が必要であった。
10585	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	年金記録問題については、迅速丁寧に誠心誠意対応していく他はないと思います。	年金問題、とまではいきませんが、期間調査で出てこない期間がかなりあるということは、年金給付課に配属された時に知りました。 年金は多くの人にとって生活の糧ですから、おざなりにはできない、大変な問題であると思っていました。	私は直接期間調査の担当をしたことはありませんでしたが、年金相談の窓口でお客様に対応するときは、丁寧に聞き取りすることと、WMではできるだけ広い範囲で調べることを心がけていました。 現時点でみた場合、自分の対応は間違っていたとは思いませんが、もっと早い時期から、組織的に大々的に整理しなければならなかったのではないかと思います。
10586	地方庁	社会保険事務所課長級以上	東京都の古い記録で、厚生年金手帳記号番号の重複払出が見受けられる。	払出簿のチェックによる重複手番の把握と、それぞれの正しい記録の収録が必要だが、死亡者も多そうで、本人確認が困難な事例も多いと思われる。	年金記録の調査をした事のある人間ならば、宙に浮いた年金がいかに多いか知らないものはいなかったはず。年金の請求は本人の申請主義であった以上、個人の力では、一人ひとりの問題は解決できても、全体の問題解決は不可能と認識していた。	正直、個々人への対応しかできない。全体のことを考えている暇も頭もありませんでした。 たとえ昔のことであっても、管理システムがまったくできていなかった、申請主義の下、本庁及び地方庁の自己満足でしかなかったと思う
10587	地方庁	その他(社会保険事務所)		長い期間にわたり、様々な問題が積み重なって生じた問題のため、解決には膨大な作業等が必要ですが、一日も早い問題解決及び信頼回復のために全力を挙げて取り組んで行くとともに、業務の面や意識の面でも改革しながら強い意識をもって取り組んで行く。	加入記録が統合されておらず、記録の整備がされていない状況は、年金記録問題が大きく取上げられる以前に認識していたが、加入記録は、最終的に年金を受給するまでに整備されていればよいと認識している部分があった。	事務処理をする中で、統合可能な記録は、できる限り整備するように対応していたが、年金の加入状況や年金制度について、多くの方に周知や確認をしてもらえるような機会が少なかったことが、今回の年金記録問題の一部にあると思う。
10588	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	新たな年金記録が判明した者については早期に統合するとともに、再裁定が必要なものについては早期にお支払をする。 統合先が不明な記録については、あらゆる手段を講じて統合することが必要であると考える。	年金記録問題としての認識の端緒は18年夏頃と思うが、この時点では一人で年金手帳番号を複数保持しているためと理解をしていた。 19年6月からの年金記録問題検証委員会の報告等により現在の問題があることを認識した。	ねんきん定期便等の送付を行い、自己確認をお願いする。未回答者へは、電話・訪問等により1件1件確認していくことが必要。 現マンパワーでの早期解決は平常業務の中での最優先課題としての取り組みでは困難と思わ
10589	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		庶務、徴収関係の係りが多く資格に関係する係りをやっていなかったため、問題として出てくるようになってから認識するようになりました。	指示されたことについて対応した。 記録管理について、今のようなシステムがなく、昔は台帳に手書きで行っていたもの等限界があったこと。また、基礎年金番号が導入されたときの統合作業が今ほど年金に関心が集まっていなかったため進んでいなかったことなど。
10590	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	年金記録確認作業に要する人員増加が必要であると思います。	年金加入していた期間が受給時に反映されないことは、非常に深刻で、あってはならないことだと認識しています。 平成18年頃に年金記録問題の存在を知りました。	もれなく本人記録に結びつくように、また、社会保険庁の信頼回復にむけ、ねんきん特別便での窓口対応等を積極的に行ってきました。 今後、業務内容についての改善(案)等も積極的に考えてまいります。
10591	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に無し。	年金記録問題については、40年以上の歴史の上にあるため、複雑かつ煩雑である。よって、短期間でその知識を確立することは不可能と思われる。 問題解決のためには、紙台帳による管理をしていた時の作業やコンピュータによる管理に移管した時の作業等、その当時のことを知り得る方が必要である。 また、今現在、記録問題に取り組んでいる職員の今まで培ってきた『長年の勘』や『気付きの能力』は、一人でも多く、必要かつ不可欠と思う。	年金問題に限らず、時代背景が異なるように、紙台帳管理とコンピュータ管理とでは、正確性が異なる。 今とは異なる時間の流れの中で、県で、あるいは事務所間で、統一した管理の仕方ができていなかったため生じた齟齬だと思う。 入庁当時から(今、改めて振り返れば)紙の記録とコンピュータの記録に相違があるケースがあることに気付いていたが、その当時から、何かの契機や年金請求時などに年金記録を確認するという考えがあったように記憶している。それが、現在の問題に至っていると思う。	基礎年金番号制度を設けた時が、個々の年金記録を確認する絶好の機会だったのではないかと、今では思う。 当時は、まず付番して、その後、徐々に本人から申し出を受けて手番を統合したが、本来であれば、もっと積極的にお客様に働きかけるなど、今の特別便のような対応をすべきではなかったかと思われる。 現在もそうであるが、準備期間がままならないと、不備が目立ってしまう。 長期的展望に立ち、計画性を持って事業を進めることが肝要と思う。
10592	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし		年金に加入しており、本来受取るべき年金が支払われないことは大変なことである。ただ、当初は、番号未統合は年金請求時に解決できるものと思っていたが、窓口で受給者のねんきん特別便対応で未統合がこれほど存在するかに驚いた。	ねんきん特別便の窓口対応で本人の気持ちになり、なるべく記憶を詳細に聞き取り記録判明に努めた。 特に、厚生年金番号は、一人一番号の払いの徹底ができなかった。もっと、事業所、本人への承知が必要があった。
10593	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	疑問を持っている国民の方々の記録について丁寧に調査を進め、ひとつひとつ解決していくことだと思います。今現在も、もちろん進めている事ですが、皆様にも時間がかかる作業だということを理解していただき、回答していくことしかないと思います。	疑問をもって相談にくる方だけではなく、皆様が確認しなければならない問題だと思いました。問題として大きく思ったのは報道があってからですが、時々納付記録がもれたまま年金が決定になっていることがあり、以前、疑問に思ったことはありました。	少しでも疑問をお持ちの方には、納得がいくように調査し説明するようにしました。年金についてはわかりにくいという方が大半だと思いますので、もっとわかりやすい方法で、本人に自分の記録を把握してもらう必要があったと思います。 ただ、どうしてもわかりにくい部分だと思いますので、わかりやすい制度、皆様の制度への関心が必要だとおもいます。
10594	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	より一際の人員補強	問題自体を知りませんでした。 新聞等報道され始めてから知りました。	基礎年金番号制度導入時の統合作業
10595	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	厚生年金の加入手続きについては、国民年金の加入手続きが市区町村を経由して本人確認を行って提出されているのに対し、事業主証明のみで手続きすることができるため、行政側としては本人確認ができない状況にある。	厚生年金加入手続きの際にも、事業主証明だけでなく、本人確認が可能な何らかの書類(戸籍等)を添付してもらう必要があるのではないか。	社会保険関係の事務手続きについては、年金の給付等を除いて、本人確認を必要とする戸籍等の添付が求められておりません。実際、厚生年金の加入手続きを行うための事業所経由の書類については、事業主証明により提出が可能なため、偽名あるいは生年月日を偽って届出をされる方がいらっしゃったとしても、行政側としてはその事実を確認することも不可能な状況です。 高齢社会となり年金への関心が高まるようになって初めて、現行の年金制度が問題視されるようになり、年金記録問題は必然的に発生したものと思われますが、個々人の年金記録は長いスパンで管理していかなくてはならないため、これまでの社会保険業務がとても重要な役目を担っていたということをあらためて認識しました。	20歳以上の者(特に外国人)が新規で年金加入手続きを行った際には、極力眺歴等を本人に確認し、複数の年金番号が発生しないように努めた。今後は一人一番号を徹底していくためにも、20歳前の被用者年金加入者については、本人確認するための書類(戸籍等)の添付を求め、事業主からも年金制度を周知してもらうよう指導をお願いし、個人個人が自らの年金記録を責任をもって管理していくことが必要であると思われる。
10596	地方庁	その他(社会保険事務所)			今まで内部で問題視されていたことをようやく組織的に取り組み始めたという印象。	何を言っても信頼がないため、誠意をもって対応するのみと考えた。 そして、その場で出来ることは最大限力を尽くし、迅速に処理するよう心がけた。 単純な入力作業で年金に関わる重要な記録が作成されるため、その重みを全員が認識していたのかどうか疑問。 記録回復作業にあたり 検索システムの精度の高さに疑問がある。 特別便を始め様々な便を送付しているため、種類が多岐にわたり本人からの照会にすぐに対応できない。書類を捜す手間が非効率。
10597	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。 むしろマスコミの報道からの情報の方が詳しく、自分が地方庁で行っていた業務の品質からは考えられない問題が次々に発覚したことに驚いた。	本人の可能性が高い記録であっても、本人の記憶という「曖昧さ」に影響されることや、相当数の死亡者がいると想定されることから、全ての記録の解明はありえないのではないだろうか。 結局、記録の解明ではなく、納得できない方との二次的な調整をすることが最終的な「解決」策であると考える。この調整の手段として、現在すでに第三者委員会が設けられいるが、その審査をスピーディーに行い、審査結果を尊重することが最も有効であり、かつ唯一の「解決」策だと思う。 第三者委員会以外に新たな調整の手段を策定することは明らかにダブルスタンダードであり、今までの第三者委員会による調査との整合性がとれないばかりか、第三者委員会の存在意義がなくなりかねない。まして、第三者委員会での認定率が低いことを理由として新たな救済策を講じることは、全く論点がずれている。	年金記録問題のほとんどをしめる基礎年金番号への未統合については、制度導入時点から認識していた。これは、、すべての手帳番号が基礎年金番号になることはない制度の性質上、当然発生することである。 WMの氏名や生年月日が事故になっているケースがあることも認識していた。 しかし、地方庁の処理で氏名や生年月日等の入力ミスが発生するのはレアケースであり、絶対数はかなり少ないと考えていた。事故記録の多くがWM導入時の本庁のずさんな記録管理が理由であることはマスコミ報道などで知った。 ただし、厚生年金保険であれば事業所名称が、国民年金であれば住基台帳のあった市町村がわかれば、調査によりほぼ確実に記録の有無を特定できるはずである。また、基礎年金番号ではない手帳番号の統合についての勧奨は、基礎年金番号通知書の送付時に全員に行われているし、年金受給者は裁定時に自分の年金記録を確認している。 以上にもかかわらず、未統合になっている記録があることは、単に本人が必要な届出をしてないことが理由であり、いわば自己責任によるものと考えていた。 また、自分が勤務していた業務管理のもとでは、横領や改ざんなど、明らかな違法行為が行われることは考えもつかなかった。	年金記録が正しい状態で管理されるのは当然のことであり、入庁時よりずっと最大限でき得る対応をしてきたつもりである。 いわゆる裁定時主義のもとでは、大きなコストをかけずに約3億件あった手帳番号を約2億5000万件減らしたことはむしろ評価されるべきと思っていたが…今までの裁定時主義が否定されている現時点では、基礎年金番号導入時またはWM導入時に「ねんきん特別便」のような事業を行っていればよかった、というのが結果論であろう。 近年、公務員への期待が大きくなり、法規を遵守し粛々と業務を行うだけではなく、積極的な行政サービスが求められる風潮になっている。本庁や厚生労働省、立法府がこの風潮を敏感に感じていれば、もっと早く裁定時主義からの脱却についての対応ができたのではないだろうか。 マスコミ等では社会保険庁だけに責任を問う論調が主流であるが、国民・事業主の責任、厚労省の責任、立法府の責任をそれぞれが認識しあい、それぞれが反省しなければならないと思う。そして、国全体が、その反省とともに、今後の年金制度のあり方に対する高い関心をもち、今後よりよい制度を構築できればよいと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10598	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にない	地道にするしかない。	大変な問題であると認識している。	加入者に対し、年金制度がどうなっていたかのわかりやすい説明がなかったのではないか。(例えば、昭和61年3月以前は、被用者年金加入の配偶者は、国民年金任意加入対象であった。国民年金の記録は、年金額に反映する昭和36年4月からしか加入期間として表示していない。
10599	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在、特別便・定期便を始め、年金記録の調査業務は多くなっています。その中で、お客様に回答するまでに時間がかかっているように思います。少しでも効率よく処理が行えるように、年金記録の電子化を早急に進めるべきであると考えます。電子化を行うことで、処理時間の短縮が可能であり、電子化を行う際に、名簿と突合をする事で、年金記録の再確認を行うことができ、記録問題の解決に役立つと思います。	社会保険業務の根幹である、年金記録の管理について考えるきっかけとなりました。年金記録は年金額を決定する上で極めて重要な記録であり、年金は老後の生活を支えるために非常に重要なものであるため、早期の問題解決が求められると認識していました。 消えた年金として、マスコミなどで取り上げられるようになり知りました。	電話・、窓口相談時にはお客様からの質問に対し、できる限り分かりやすく、詳しい説明を行うように努めました。また詳しく当時の状況を聞き取ることにより、調査をする上で円滑に処理ができるように対応しました。 調査業務を行う際には、できる限りの調査を行った上で、お客様の聞きたい事に分かりやすい言葉で回答するように努めました。 お客様から年金制度が非常に複雑でよく分からないとの意見をいただいたことから、今まで年金制度を身近に感じてもらえていなかった事も年金記録問題を考える上で反省点になると考えています。
10600	地方庁	その他(社会保険事務局)		人員を増員し集中的に取り組んでいかなければならないと思いますが、ある程度の経験を積んでいないと、確認作業が進まない状態になる恐れもありますので、研修等も必要であると考えます。	過去、お客様に納めていただいた年金は、確実にお支払いしなければなりませんので、社会保険行政の最重要問題であると認識しています。 この問題を知った時期は、5500万件の未統合記録が存在していると国会で議論になったときです。	お客様から申し立てされた記録だけではなく全ての記録を確認し、お客様の立場で説明することを心がけています。 記録の管理がずさんであったこと、また、年金業務における職員の意識が薄かったことが反省点として挙げられると考えます。
10601	地方庁	その他(社会保険事務所)				
10602	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	なし。	正しい記録に補正(訂正)しなければならないという認識はありますが、作業量が甚大で(ひじょうに多く)、すぐにはできないのが現状です。できるような体制を望みます。	作業量が甚大で(ひじょうに多く)、すぐにはできないのが現状なので、経験者(OB等)を増やす等して対応願います。
10603	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	もっと早く詳しい情報を周知・徹底して、人員も増やし、全職員が一丸となって取り組む	重要な、複雑な問題。平成18年ごろだと思います。	お客様に求められている疑問点などに迅速に分かりやすく対応できるよう、その時々の知識を最大に生かし対応してきました。とても難しいですが、すべてにおいて管理が不十分だったことも、原因の一因だったと考えます。
10604	地方庁	社会保険事務所課長級以上	会計検査院の実地調査において 例:実地調査年月日平成21年12月15日 厚生年金未加入者が判明した場合保険料徴収2年遡り 平成19年11月分は時効は到達していないので徴収すべきと考えますが 資格取得年月を平成19年12月1日とし平成19年11月分保険料は徴収せず、結果として厚生年金記録として算入されていない。 取り扱いの文書が発出されていたと思います。 ご質問の趣旨に外れているかもしれません。	ご質問の趣旨から外れるかもしれませんが、受給権を満たしていない無年金者の方は、納付済実期間のみでも年金を受給できるよう立法化すべきです。	事業実態があるにもかかわらず、社会保険喪失の徴収率をあげるため、全喪届けの提出を指南していた。国民年金の免除不適正処理が報道され、改めて意識するようになりました。	労働組合幹部経験者が人事権を行使できる管理者になり、OB職場に天下る構図が、業務よりも組合幹部の目を意識せざるを得ない環境が長年続いたことが、最大の要因と考えます。 OB職場を含めた改革が必要であると考えます。 私は11年前に労働組合を自主脱退しています。
10605	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	昔は事業所が採用する者に年齢制限(女子40歳、男子55歳迄等)があったために自分の年齢を偽って勤務していたり、夜逃げや駆け落ちなどをして夫婦共別姓及び生年月日も変えて勤務していたことが多々あった。戦時下の空襲回避のため軍需工場等の疎開があり、東京と千葉に分散していたりした事例は全国に多数存在する。社会保険事務所で保管している事業所名簿については、一定の期間が来ると名簿の書換えがあり、全喪事業所には全喪表示を行い、事業所名の変更及び所在地変更には事業所整理記号の変更後の表示、新住所地の表示等を行い、事業所整理記号の二重払出しの防止に努めていた筈なのに何度も書換えを経ているうちに表示漏れや手抜き並びに事業所記号配列いろはからあいうえおに変更した際に勘違い等により過去に使用された事業所整理記号が二重三重に払出しされている事例が多数存在している。	名寄せで記録統合ができないものについては、広報等で偽名や生年月日を違えて採用されていなかったか呼びかける必要がある。同じ事業所に勤務していながら戦時疎開などがあり、事業所名簿の分散が無いのか確認が必要と考える。事業所名簿の統合を行い、一つの事業所整理記号に複数払出しがあるのか整理しなければならないと考える。	戦時疎開していた事業所の従業員から定年による年金請求がされた時に年金記録が存在しないのはおかしいと年金相談窓口でお客様が苦情を申立ているとの報告を受け、確認したが存在しない表示がされた。以前に当該事業所の社会保険委員から当社は戦時中に現在地に疎開し、現在に至っているとの話を聞いていたので、もしかしたら江東区の管轄事務所に存在するのではないかと考え、確認したところ記録が判明して年金請求を受けけることができた。また、他の社会保険事務所に勤務していた時に期間確認請求があり、氏名・生年月日で検索しても該当者無しであったが、請求者本人から当時の状況を思出してもらい、若くして故郷を二人で出てきて全国を転々としていたとの話から駆け落ちして苗字や生年月日を変えて届出していないかの問いに、確かにそのとおりにしていたとの回答、夫婦共、当時の氏名・生年月日から年金請求に結びつくことができた。昭和58年に自分の担当課の仕事と年金相談の面倒も行なうように[redacted]から命令されたときから上記のようなことが度々あったため。年金記録の確認をするたびに該当事業所が存在しない、該当記録がありません、既に年金の裁定は済んでいる(他県の別人)との回答貰されたときから	その当時、事業所名簿を退去からその現在までの分(16冊)を統合してファイル化永久保存版を作成し、期間確認が容易にできるよう配慮した。戦時下疎開事業所については、管轄事務所に赴き事業所名簿の写しを取り、年金請求者の記録が当事務所に無い場合には、管轄事務所名簿の写しを必ず確認するように年金相談に携わる全員に周知した。また、時代背景及び社会情勢の変遷に伴う各種年金法の改正周知、相談に於ける聞き取りの重要性を相談業務に携わる職員並びに謝金相談員に認識させた。各種年金法を全て精通している職員があまりにも少ない、今から25年前から戦後生まれの世代が年金請求する時には大変なことになると覚縦してきたが誰もまともに受け止めなかった。この問題が叫ばれてから対応が始まり、全事務所・年金相談所・市町村へ全てのことが判る者がいかなければできないので、自ら約40回相談対応を行なうとともに、現場の社会保険事務所職員・年金相談員・応援社会保険労務士等にいろいろな事例が出るたびに知識及び正しい取扱いを教えた。人材育成と叫ばれているが、育成できる人材が見当たらない、組織が組織として機能していない。年金に精通している者を呼んで意見を聞いたうえで物事が動くのであればいいが、あまりにも泥縄式の対応に見受けられる。
10606	地方庁	その他(社会保険事務局)	いくつか知っているが、IDを登録するということで、本人特定ができ今後の配置等に影響がでると困るので・・・ と、というのも、上の者に物申して、実際に遠くに飛ばされたり、パワハラまがいのことをされたりしているので、恐ろしい・・・ このように記入すること自体、知られたらと思うと怖いです。	「社会保険庁かわります」と言っているが、現場で国民と直接向き合っている社保事務所職員はかなりよくなってきていると思うが、庁の中にいる人の中にはかなり高飛車で、横柄で、地方に対し見下した対応をしている人が少なくない。また、地方でも特に局職員で「庁様様」で事務所に対して高飛車、横柄、見下した対応をしているひともいる。そういう人が、幾構になり本部に異動し(本人は大出世とばかり大喜びです)たりしているのをみる限り、社会保険庁はかわらない・・・。 本当の真実を見出して、正しいことを言い、正義感できちんとやろうとしている人は飛ばされ、非難され、体調を崩し休職したり、自殺したり・・・ これが社会保険庁の現実です。	H9年の基礎年金番号導入依頼、手番のままや、ほかの手番を持ってると思われる方に対し、「記録のお知らせ」を順次送付していた。その「お知らせ」をそのまま大事に手幾にはさんだままにしていたり、興味なく無反応だったりしてきた人も相当いる。今は流行語になるほどに大問題になっているが、それ以前は職員事務ゆっくり構えていたと思うし、本人が言ってこない以上、問題にもならなかったように思う。 年金給付課(窓口)で対応していた際、氏名索引して、本人の記録と思われる手番等がでてくると、本人も忘れていたくらいの古い記録でびっくりしたり、ありがたがられたり、・・・と手番がみつかると本人にお知らせできるからおもしろい、って感じるほどでした。	窓口で対応した際、本人が申し出た履歴などはあらゆる可能性で見つけてあげられるよう対応してきた。氏名索引等で本人の記録と思われる場合は対応の中で、もらさないよう本人に確認して、あっていればすぐ統合するようこころがけてきた。 若い相談者の場合、手番がみつかった場合に「すぐ統合しなくても年金請求するときに統合すれば大丈夫ですよ」という対応をしてきたケースも少なくなかったので、すぐ統合すればよかった、と悔やまれる。
10607	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にはありません。	今のように職員を集めて行う方式を、もっと増員すればよいとは思うが、来訪者対応等があるので、これ以上現場から人は出せないと思われる。また、単純に人を増やしても未経験者が行ってもかえって時間がかかるので、1月以降人員を投入する話になっているが、それで解決するのかは疑問である。思い切って保険料の徴収を(国年・厚年)半年間行わないでその分人員を投入するとか、ある程度の業務を犠牲にして経験者の職員を配置するしかないのでは。 また、システム改善を行ってもっと簡単に裁定事務ができるように改善できないか。	平成9年1月の基礎年金番号導入前に、被保険者へ「年金番号の確認」みたいなお知らせを送付したはず。その際回答の無かった被保険者が多かったが、「年金裁定時に確認するので今やらなくても大丈夫」という認識の職員が大多数であったと思う。	特に対応は取らなかったが、被保険者のお知らせの際に、回答の無かった人に対して特別便のように何度も通知するとか、電話併付をする等で、なんらかの接触をとって処理をしておけば良かったと思われる。また、裁定時でもしっかり旧姓や職歴の聴き取りを昔からやっていれば、こんなに大問題にはならなかったのでは。 また、市町村は台帳という形で情報を持っていたので、そことの突合も行っておけばよかった。
10608	地方庁	その他(社会保険事務所)	申請主義に基づき記録を積み重ねていくため、現時点でも事実と相違する記録が新たに登録されている可能性があること。	問題発生の経過を偏った見方ではなくきちんと見直す。 そのうえで申請者は事実に基づいた正確な届出をし、 年金機構は正確に登録をし、 被保険者はその結果を随時確認していく。 すべてがそろわない限り、100%正確な記録は出来あがらないことを周知徹底していく。	周知徹底不足による認識不足。 報道されはじめた頃。	ひとつひとつ細かく説明するよう心掛けた。 周知徹底不足。
10609	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	特になし	特になし
10610	地方庁	社会保険事務所課長級以上		紙媒体、磁気媒体との突合整理の完全実施を全職員およびOBの協力を得て行う必要があると思います。「誰の責任ではなく、どう責任を果たしていくのか」との意識改革が必須であると考えます。	基礎年金番号導入時には手番統合処理に懸念を感じておりましたが、年金記録収録内容の様々な問題については、年金記録問題が取りざたされるまで、認識しておりませんでした。	ねんきん特別便・定期便による被保険者記録の整備、お客様に対しご理解いただける回答を心掛けております。また、年金記録問題の反省点としては、チェック体制の甘さが1つの原因と考えておりますので、今後の更なるチェック強化が求められます。
10611	地方庁	社会保険事務所長	年金は長い歴史があるが、制度が始まった当時に全ての方が国民年金に加入されていたわけでもなく、厚生年金に全ての会社が加入していたわけでもないが、年金制度をご存知ない方が非常に多い。 国民年金では、一般の生命保険と同じように理解されていることが多く、年金手帳に強制加入の日が記入されているため、その時から保険料を納めていると誤解されている。	お一人お一人の記録を照合・調査してご理解いただくしかないと思う。 記録がないと申立てされている方にはご本人の申立てだけをもって、記録を認めていく方向で動いているが、基準を甘くすればするほど申立てはふえている。甘くすることにより、記録管理に対する信頼がなくなっている。 また、照会申出書を見ると制度自体を誤解されている方がいかに多いかわかる。 誤解を解くことも必要で、年金制度の歴史も含めた広報も必要と考えます。	平成9年の基礎年金番号が導入された時にお知らせを送付したが、全ての方から回答があったわけではない。 当時は、年金請求時に記録を調査し統合すれば問題ないと教えられた。 いわゆる「宙に浮いた記録」が5000万件もあると知ったのはマスコミ報道であり、それまで実場の事務所においては知らされていなかった。	平成9年の基礎年金番号導入時に国民の理解を得、統合作業を進めていれば、年金問題にかかる労力はもっと少なくすんだと思う。 年金制度が複雑になりすぎており、一般的に高齢者の方が理解しにくい内容になっている。また、基本的なことであるが、国民年金の加入期間と保険料納付済期間が違うというのは、一般の国民の方には理解されにくいと感じる。
10612	本庁	その他(本庁)		システム改善	・制度の不備(一人につき一つ以上の手番を払いだしたら当然把握できなくなる) ・ずさんな管理(被保険者まかせの手番払いだし) 平成13年頃	平成13年頃、年金番号課において重複付番の解消・事前通知等の取り組みを行っている中でこのような問題点が浮かび、当時、その問題について説明をしたが思うように取り合ってもらえなかった記憶がある。 基礎年金番号制度ができた時点で全力で対応すべきだったと思う。
10613	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	お客様の立場になり、情報を聞き取り、ひとつひとつ丁寧に他道に対応することだと思います。	氏名等収録されないままカセット記録で残っていたり、基礎年金番号制度に変わる前の記録整備等、その時点ですべきことを先延ばしした結果が、現在の状況になっていると思われます。	ひとつひとつ、丁寧に処理してきたつもりです。 (8)で記入しましたが、その時々でやらなければいけないことを先延ばししてきた結果と思われ
10614	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。 法律上では間違ってはいないため問題とはされないでしょうが、受給者には納得してもらえないような、不公平があると思うことはあります。過去の受給要件が年数で決められていたため、生まれた月によっては11ヶ月の保険料の掛け捨てが生じます。受給者には、法律だから仕方がないと説明しても納得してもらえません。	自分が何をするべきかと考えても、過去からの長い経過があり、解決法はわからないため、組織として行うべき指示については、積極的に解決に向け、努力するしかないと考えています。	問題として、認識はなかったと思います。また、問題だとと言われ出してから、問題として捉えました。 過去では、国民は年金に対しての知識も仕組みも知らないまま加入し、また関わっていた人間も会社や町内組織など、研修や資格を必要としていなかった、不正を行っても監査対策がない為にわからない、その事を問題として捉えていない政府。社会全体で都合よく年金を考えてていたために起こった問題だと思いました。	自分自身も、就職して年金と言う言葉を始めて聞き、日本国民のすべてが必ず関わるものなのに、どこからも知識として教わっていないことに寄立った事もあり、義務教育の中での教育が絶対必要だと思い、何かに付け発言もしましたが、上部組織に伝わっていたとは思いません。 反省点は、政府がもっと早くから、年金は国民一人々の財産であり、権利である事を真剣に考え、ならば、国民に納得されない法律は改正し、しっかりした管理について方策を取るべきであったと思います。
10615	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	よい方法は考えられません・	記録管理の不適正により、すでに受給されている方たちにも、被保険者の方たちにも、不信感を募らせ、受給できる年金が払われずにいたことについては、大変、ご迷惑をおかけしたと思っております。また、存在を知ったのはマスコミで大きく報道されてからです。それまではあまり認識していませんでした。	窓口相談にお見えになった方には、ご本人様が納得されるまで、記録の調査をさせていただくよう説明させていただきました。
10616	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	特別便対応人員として人員を増やし1ヶ所で集中的に処理する。	記録統合をすれば(こんなにも受給者の未統合があるとは思いませんでした)解決する問題だと思っていました。新聞等で騒がれてから知りました。	1件1件正確に処理していこうと思いました。長年に渡る制度への周知不足と基礎番号導入時の機械収録をもっと時間をかけ丁寧に現在の特別便のような物を除々にやっていればよかったと思いました。いくらなんでも短期間に特別便を送付し過ぎて余計煩雑になったと思います。
10617	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	申し立て内容を全て認めるというのは、おかしいと思いますが、台帳も無い 状態でどのように判断するのか・・難しすぎてわかりません。	マスコミ等で取り上げられるまで分かりませんでした。	台帳以外に何か納付を証明できるものがないか、できる限り探しました。
10618	地方庁	その他(社会保険事務局)	とくにありません。	問題解決に向けたシステム開発、人員が必要である。退職したOBから退職金を返納させて、システム開発の費用を確保する。また、人員についても、派遣職員だけではなく、OBからも支援を要請するべきだと思う。	平成19年ごろにニュースを見て。自分が入社する以前の記録管理の誤りによるものなので、なぜ自分がその責任を負わされなければならないのか理解できない。国民の皆様には、迷惑をかけているのは事実なので、精一杯謝罪しているが、自分自身はこの問題には、直接関係はしてい	確実に正しい金額を支払うために、東京の支援にも行き、精一杯貢献したつもりである。記録問題は、組織の怠慢な体質から招いたものだと思う。組織の上層部の人事を一新するべきである。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10619	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・保長級以上	ありません。	出来るだけ多くの経験ある人間を業務に充てるしかないのではないでしょうか。	会社側の届け出もれがほとんどの原因だと認識していました。問題の存在を知ったのは、頻繁に報道されるようになってからです。	単純に「会社が加入させてくれなかったのでは？」とか「名前や生年月日の届け出を誤っていたのでは？」では処理できないと感じています。 問題点としては、保険料の徴収からその方がお亡くなりになるまでの60年以上に渡っての個人管理が出来ていなかったこと。また職員にそういう意識がなかったことが問題だと思います。
10620	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません。	年金特別便や定期便で年金記録の確認をしていただくよう促すことだと思います。また、特別便の返答がない方については市町村等の協力をいただいて、お電話やご自宅への訪問をしていくとよいかと思います。	年金記録問題が世間一般に知られるようになる前から、年金請求時点で未統合の記録があるケースや記録未統合のまま裁定されているケースがあることは知っていました。しかし、未統合記録のすべてはオンラインシステムの氏名索引をすれば出てくると思っていたので、年金請求書の受付をする際にきちんとオンラインシステムで氏名索引をすれば問題ないと思っていました。 しかし、氏名や生年月日が入っていなかったり、そもそもオンラインシステムに収録されていない記録があるということは年金記録問題が報道されるようになってから知りました。	老齢年金の請求時はもちろん遺族年金などの請求時にも氏名検索によって他に記録がないかどうかは確認していました。また、請求者にも現時点での記録を確認していただき、他に記録がなかった確認をしていました。しかし、オンライン上で氏名索引でも会社名からでも記録が出てこない場合はそれ以上は調べていませんでした。年金記録問題が発覚して以降は他社保に照会をするなど、もう少し踏み込んで調べるようになりました。 年金記録問題の反省点は、保険料を納めてから年金を受給するまで40年(あるいはそれ以上)の長い年月がかかるため、記録保存の媒体が変わったり本人の記憶が薄れていったりといったさまざまな要因によって年金記録がもれていく可能性についての認識が甘かったということだと思います。
10621	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	オンライン導入前の名簿の全件精査を行い、支給もれがある年金受給者を保護する必要があると考えます。また、標準報酬の決定金額について被保険者にその都度確認できるようなことが必要と考えます。	ゆゆしき問題と認識しています。 当問題の存在を知ったのはメディア報道のあったときです。	世論の批判を真摯に受け止め、受給漏れの方々がゼロになるよう、1件ずつ対応しようとしています。 反省点は記録問題処理が後手後手になってしまった結果、国民の皆様の不信感を募らせてし
10622	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	一時的にでも、人員を増やして対応する。	過去の記録管理をきちんと行っていなかったため、また、チェックが甘かったために起こった問題ではないかと思います。 基礎年金番号が導入された時点で、未統合記録等が存在するのは分かりましたが、請求の際にきちんと確認されていると思っていました。また、記録の改ざん等については、報道されるまで分かりませんでした。	特別便等の回答票や窓口・電話相談により、未統合記録の確認や年金記録の調査を行ってきました。その際にはできるだけ丁寧に分かりやすく行うよう努めました。 反省点としては、膨大な数の調査となってしまったため、少ない職員数ではどうしても時間がかかり、回答までの時間が長くなってしまったことではないかと思います。
10623	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	わかりません	ひどい	ずさんな管理
10624	地方庁	その他(社会保険事務局)	入庁して日が浅く、年金記録の問題は報道等で世間に知られるようになって初めて知りました。	一件一件の記録を根気よく追って調査していくことが大事だと思います。 また、職員の一人一人がこの問題に対し危機意識を持ち、国民の大事な年金を預かっているという意識を持つことが大切だと思います。	平成18年から19年の報道をきっかけに知りました。 年金記録問題は社会保険庁が過去に起こした問題で今の自分には関係無いというのではなく、過去から続くこの問題を知らなかったとはいえ問題を放置していた自分たちにも責任はあると思い、現役の社会保険庁の職員として全力で解決に向けて取り組まなければならないと思いました。	窓口等において常にお客様の立場に立ち、一人でも多くの記録を回復できるよう取り組みました。お客様からありがとうと言われたり、社会保険庁のイメージが変わったと言われたことでさらにがんばろうと思いました。 実際に現場でお客様の話を聞くと基礎年金番号導入前の手番が未統合のケースが非常に多く、私は基礎年金番号導入時にまだ入庁していなかったので当時の状況はわかりませんが、未統合になったものを裁定時に統合すればよいという消極的な姿勢がよくなかったと思います。 厚生年金の記録改ざんについても、収納率ありきの姿勢が引き起こした問題だと思います。 また、各県で事務処理が異なり、組織としてまとまりが無かったことも非常に問題だと思いました。(入庁して他県や庁に異動する際、人事異動ではなく人事交流といっていたことに本当に同じ組織なのかと驚きました。)組織として一体ではなかったことが、隠蔽体質や問題に対する取り組みを遅らせていたのではないかと思います。
10625	地方庁	その他(社会保険事務所)	外国人(韓国人、中国人等)が炭鉱で働いた記録が、本人不明のため放置されている。	わからない。	年金請求時に本人申し出の記録を確認するとしていたが、会社名が違う、生年月日が違う等で限りなく本人のものと思われる記録が統合されずに放置されている状態で、いずれは大問題になるだろうとおもっていたが、まさしくそのとおりになった。平成13年ごろ。	本人からわかる限りの情報を聞き取り、本人の不利益にならないよう時間をかけ対応した。
10626	地方庁	その他(社会保険事務所)	一昨年、特別便会場を設けた頃。年金特別便情報照会画面(基礎050)で基礎年金番号を入れると該当番号が出てきますが、共通の090で検索したときに、そのほかにも該当番号が出てきたことがありました。特別便情報照会画面だけをみて確認すればよいと聞いていたので、また抜け落ちてしまう記録がでてくる可能性があるのでは、と心配になりました。 国民年金については、47、48年、ごろが納付記録が抜けていることが多く、その頃、市役所の職員のストライキ？で、収納しても、記録をつけなかったと。いわれてみればその頃の記録が漏れている人が多いなと思います。	検索の仕方が人により違うことが原因だと思いました。共通の090、特別便情報照会画面等、氏名索引が大切だと思いました。 国民年金については、当時の事を確認できないことが多々あると思います。市町村によっては、捨てられてしまった台帳を取り戻せるわけもなく、管理をいい加減にした付けがきたと考えるしかないと思います。 2年ぐらいの期間であれば、申し立てて追加することも仕方がないかと思われます。虚偽の申告も増える可能性がありますが、その場合はペナルティーを重く課す旨対策を立てる。先日の11/12の新聞発表にはうなずくものがありました。	平成18年12月、勤務し始めたときに問題がある事を知りました。厚生年金手番については、昔の一ヶ月や、二ヶ月くらいの短い期間をあわせると、標準報酬月額が下がるの可能性があることや、三号未納になる事を恐れて、本人が自分の物ではないと、統合を拒んだり、することもあると聞いておりました。 本人に確認をしていない場合もあったのではないかと思います。 国民年金については、転居時に前住所地でもらった納付書で収めた後、市町村間の連絡がうまくいっていなかったのかなと思いました。	自分はその事を聞いても、手帳再交付等でお越しいただいた方でも、氏名検索を必ず行い、女性の方には旧姓を確認し、残っている手番があれば、思い出すように順序だてて話をしました。 なるべく統合ができるように勧めました。 伝説のように「年金額が下がるから、余計な事はしないように」というようになっていたことが反省点だとおもいます。
10627	地方庁	その他(社会保険事務所)	同時期に厚生年金保険と国民年金をお支払い意阿多抱いている受給者がおられ、記録を整備することによって受給額が減額になることが現実に起きている。記録が見つかっても増額にならない。	記録を整備することによって減額にならないように現時点の受給額を保障してほしい。	統合されていない記録があることは適用業務についてから(平成10年ごろ)知り、社会保険庁に記録整備の要望をあげたが動いてもらえないということを聞いたこともある。厚生年金の記録については、本人なら統合されるだろうという程度にしか認識していなかった。	当時、何をしたという事もありません。反省点は、年金制度ができてから、同一人物にいくつも年金番号をつけてしまったこと。ご本人に徴収している保険料額をお知らせしなかったこと。(最近会社が保険料を本人より徴収しすぎているという案件を何度も扱っています。)リアルタイムで会社および本人へ情報を返けるべきだと思っています。
10628	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	特になし	番号を別に持っている人がいると思う。	本人自身が申し出ることです。
10629	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	カセット記録、紙台帳の補記録整備(オンライン)への登録	[redacted]カセット記録の存在を知った。当時の社会保険庁の記録係りにカセットの前記録のオープンについて尋ねるも順次していくとのことであった。 [redacted]特に女性の旧姓記録の未統合が多いと感じていた。	事務所の一係員では、どうすることも出来なかった。 年金給付課の時には、必ず旧姓を含め氏名検索し請求者及び配偶者の記録の未統合がないか確認をしていた。
10630	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。	5000万件の未統合記録が社会問題として騒がれだした当初は、未統合記録には死亡した方の記録も含まれることや、年金裁定時にご本人に確認し、処理を行なえばよいのではないかと考えていたため、そんなに大騒ぎする様な問題ではないと思っていました。問題として認識したのは報道があってからです。 不適正免除、遡及全額については報道があるまで認識していませんでした。	事務所の職員としては、お客様の対応を親切丁寧に行なうことしかありません。 反省点としては ・申請主義であったこと。 ・本庁がしっかりとマスコミ等の報道機関に対して説明を行なっていない。 (説明をしているのかも知れませんが伝わっていません。) 等いろいろとあると思いますが、そもそも制度が今の時代にあっていないと思われますので、抜本的な制度の見直しを行なう必要があると考えます。
10631	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	まずはベテラン職員から若い職員への記録の探し方や年金の歴史の講習・研修をもっと行うべきだと思います。(文書のみの配布に終わらず) 病気がちで窓口に出れない人や、OBの再雇用先などの消極的な配置ではなく、年金記録だけではなく歴史にも通じた方とアグレッシブな若い職員とで管理しあくまでOBの方々はその管理下におくべきであると考えます。 あと、報告関係は日次で簡易な報告書でコンスタントに記録問題の消化に当たるべきだと考えています。	年金記録問題として大きく取り上げられてから知りましたが、年金の請求があがってた時にすべての記録を確認しているので問題無いと教えられたのを覚えています。 また、入庁した平成17年ごろですが周囲のお客様への対応を見ていて、真剣に年金記録を探そうとする職員の方と短い期間の記録だったら確認作業も面倒なので090検索もおっくうがる方もいたりと、自分が仕事を覚えたり職場環境になじんでくるにしたがってそういった対応に違和感を覚えたことはあります。	当時年金給付関係業務でしたので、旧姓や本来の氏名以外に記録が出てくる可能性があると知っていましたから、年金請求時や遺族年金・障害年金についても氏名検索は徹底して行っていました。 ただ、仕事の経験をある程度積んだ今だからこそわかりますが、氏名検索以外にマイクロでの検索払い出し簿の調査、名簿の見方などを全く周囲の先輩方が年金記録問題として取り上げられるまではほとんど教えてもらえなかったことと、周囲も頻繁に行っていなかったことは上げられると思います。
10632	地方庁	社会保険事務所課長級以上		最優先に考えなくてはいけない問題ですので、かなりのマンパワーが必要であり地道な作業と思います。例えばOB等の経験者を採用することを考えます。	年金受給権の確保や老後の生活する上で、中心的な収入になる年金ですから社会的な大きな問題と認識しています。 問題の存在が知ったのは、6,7年前からになると思います。	基礎年金番号制度が導入された時にきちんとした対応ができていなかったことと、自分を含め社会保険職場で働く職員の年金問題に対する認識が低かったことが一番の反省点と思います。
10633	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	地道に取り組む。	いい加減な処理の積み重ね。 世間で騒がれた頃。	問題意識を踏まえる前からいい加減なことをしないようにしている。 個人が仕事のやり方を工夫するのにも限界があると思うので、もう少し組織全体として記録管理に取り組むべきだったと思う。
10634	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	引き続き定期便などご本人の社会保険庁で管理している記録の提供や広報などでの呼びかけを行っていく。	この仕事に就きましたのが平成19年5月で、そのときは年金記録問題のことを知りませんでした。意識するようになったのは、問題として世間に浮上した平成19年6月頃と思われます。 その後は解決の必要な問題として意識するようになりました。	ご本人からの申出や氏名検索などで記録が確認できれば統合いたしております。国民年金に関しては払出簿など確認し説明に努めたりしております。 基礎番号制度になった頃から、現在対応しているように、積極的に記録の提供や統合などの対応があればと思われます。受給時ではなくその場その場での対応が大事かと思われます。
10635	地方庁	その他(社会保険事務所)	台帳とオンライン記録の不備がたくさんあること。	本来もっと早い段階で解決しなければならないことであるので、最優先に全体で危機意識をもって取り組む必要がある。 また、過去のことだからとか昔の先輩達の責任だとかそういう考え方は捨てるべきと考える。	根の深い、解決には膨大な時間が必要な問題だと感じた。 また、少しでも早く解決に向けて取り組んでいかなければならないと思った。 具体的に知ったのは平成17年頃です。	記録の不備などを発見したら、早急に解決するようそのつど対応することを心がけた。
10636	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし。		年金請求時に未統合の手番があることは認識していました。	請求時、必ず確認していました。基礎年金番号導入時、もっと力を入れるべきだったのではと思います。
10637	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません	期間調査を早急に実施し、不明な記録をなくすこと。	年金記録問題とは、基礎年金番号に手番登録が行われておらず、手番のままで放置になっている状態のことが問題と認識していたが、本人の記録の確定については、遅くとも60歳等の年金請求時に確実に判明させ、年金の給付を行うものと思っていました。しかし、実際に窓口相談を行うと、現在年金を受給されている方でも記録の統合が行われておらず、受給額が少ない者が少なからず判明したことに、問題の大きさを感じた。	期間調査の支援を行い、少しでも早く不明な記録をなくすことにした。また反省点としては、平成9年1月に基礎年金番号ができた際に、ねんきん特別便を発送できる体制(不備記録(カセット番号あり)の精正等)にしなければならなかったと思う。
10638	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	方策は特にありませんが、手帳番号のみの頃は、厚生年金の場合、就職時の会社の年齢制限で、実年齢を偽って加入した女性もいるので、名寄せの範囲をもう少し広げてはどうかと思います。(確認の際、先にご本人から偽って加入したことの申し出が必要になる。)	国民年金の旧台帳の問題や、厚生年金の名前のカナ登録の問題は、今回の年金記録問題が出るまで知りませんでした。 手帳番号の登録もれについては、基礎年金番号ができた時、ご本人に照会が行っても、年金に対する関心が低く、なかなか回答が得られない事、年金請求時において、ご本人が記憶していない等で、統合できないものが多くあると知っていました。 社会保険庁の記録管理の問題と、ご本人の年金に対する意識の問題、両方であると思っていました。	年金記録問題が出てから、対象者に手帳番号の会社名を言えるようになった事で、ご本人に思い出してもらえることが多くなりました。以前は、明らかにご本人だろうと思われても、特定できないことが多かったからです。 年金請求時にこちらから照会すると、自分は「勤めていたけど厚生年金はかけてなかった。」と思っている人も多くいます。 ご本人からの照会や疑問に対しては、制度について等わかりやすい説明を心掛けていました。 事業所と被保険者に対する広報が足りなかったことと、対応する職員の足りなさと考えます。
10639	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	わからない	大変な問題と認識し、最近問題を知った.	誠実に対応しようとした.

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10640	地方庁	その他(社会保険事務所)			私が採用された昭和61年4月に大きな年金制度改正が施行されたにもかかわらず、世間一般ではまだまだ年金に対する認識度は低く、関心も薄んどもたれない時代でした。 翌年から開始された機械化に伴い、名前も生年月日さえも確認できない昭和30年代前後の厚生年金記録(旧台帳記録、カセット記録とよばれていました)が多数存在し、内容を確認するには社会保険業務センターにカセットオープン依頼を入力して不明記録を照会し判明するには約1ヶ月以上も時間を要することを知り驚きました。 その頃から上記記録の本人である被保険者の方たちが年金請求世代となる時期であるのに、年金制度自体の知識不足であった私でさえこのような状態は問題であると認識しておりました。	社会保険職場に余裕がある時代に積極的に旧台帳記録の内容オープンするべきだったと反省しております。
10641	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在の取り組みを引き続き地道におこなう。	基礎年金番号導入以前から複数の年金手帳記号番号を有する方が相当数存在していることは、日々の業務を行うなかで認識していました。このような状況は適正な年金給付に結びつかないものとなることを認識していました。	年金の裁定請求時に請求者本人の職歴の確認を丁寧に行うなどの対応に注意していました。しかし、氏名等の未収録記録等も存在し、確実に記録判明に至らなかったことについてはオンラインシステムの改善や突統合記録の氏名収録等の記録整備の作業が遅れていたためとおもいま
10642	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		年金記録に精通した者で効率的・集中的にやり方について取組む。	入庁した頃(昭和62年)は、大半は紙台帳からオンライン化されたときによる事故で、すべての記録はいずれ解決されると思った。しかし現時点でも誰のわからない記録が数多くあるため、深刻な問題だと思う	現在底務関係の業務についているが、年金業務(記録問題)支援の際は 積極的に参加する。 記録についてきちんとチェックがされていなかった。
10643	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
10644	地方庁	その他(社会保険事務所)	①基礎年金番号が重複している方の記録で、平成9年の基礎年金番号制度が始まった以降に、本人の申し出等により重複取り消しをしているケースです。旧法の年金を受給されている方で、基礎年金番号は重複取り消ししているにもかかわらず、期間重複の補正処理をしていないために、年金記録が重複して支給されているケースがあります。しかも亡くなられた後に、遺族から提出された未支給年金の確認時に発覚するケースが多く、苦情につながることとなります。 ②実際にあったケースですが、障害年金の初診日が国民年金第3号期間中にある方で、初診日前に宙に浮いた本人の記録が見つかってしまったために、3号特例に該当することとなり、3号未納として納付用件を満たさなくなってしまった事例。または夫の厚生年金が数日空いてしまっているため、やはり3号届未提出とみなされ、納付用件を満たさなくなってしまったケースです。 扶養の事実は確認でき、(特に②のケースなどは)3号の届出が漏れてしまっただけであり、受給者は救えるのに、請求前の人は救えないのは本当に理不尽な思いです。	①この問題に関して、今の時点で重複している期間がある人をピックアップすることとしても、返納がかかる事実は変わりませんので、苦情につながる事実は変わらないこととなると思われます。 ②障害年金のケースは法律の整備がなされなければ救われない事象ですので、早急な法整備を望みます。	宙に浮いている記録の存在を知ったのは、年金給付課に在籍するようになった平成10年頃です。年金請求の際にご本人に確認をとるのですが、記憶が曖昧であることがほとんどで、万が一他人の記録であった場合などを想定すると、安易に会社名を伝えて確認をとることは出来ない、と上司にも指導されていました。この浮いている記録はどのようにつき合わせるのだろうかと疑問は抱いておりました。	請求時、年金相談対応時に氏名検索により、検索するよう徹底していました。空白期間があるような人は特に、名前の読み方、生年月日をずらしたりして確認してきました。しかし、それでも見つからないような人に関して、それでもそえいじょ この問題については、請求時の記録確認の徹底などもそうですが、記録の管理体制が甘かった点、被保険者自身の自己管理責任の問題、あとは年金制度の周知がなされていなかった点が大きいかと思います。
10645	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。			被保険者本人からの過去の話を聞いて、期間照会も受付せず、窓口装置の照会のみで、回答しているケースが多くありました。必ず本人から照会申出を受付し調査を行っていれば年金問題が生じている件数も少しは少なかったはずです。 調査の重要さを再度認識しました。
10646	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	残っている資料(紙台帳・マイクロ等)で突合し、正しい記録に訂正していく。	年金記録は、老後の支えとなる年金額に直結する問題であり、記録管理をする側として大変な問題である。基礎年金番号導入後、記録統合されていない記録が残っているのは聞いていたが、だれのものか分からない記録や入力誤りの記録や消えた記録がこれだけ多くある事は報道されたころに知った。	○記録相談に来所された方や期間照会については、出来るだけ詳細に記録を調べ回答するよう努めた。 ○基礎年金番号導入時の説明不足と年金請求時に記録統合をすれば良いと考えていたこと。 紙台帳から機械への切り替え時の入力チェック不備。
10647	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金の資格取得を取消処理し、国民年金記録が自動喪失した場合は、担当係で相互連携が成り立っていないと、被保険者が認知していない状態で、無年金期間が発生するというシステム上のトラブルが依然として、エラー 確認システムの構築が必要と思われる。	早急に全年金記録を完全な記録として、修正・整備完了させ被保険者・年金受給者等に周知確認し、年金制度に理解を求めたいが、あまりにも膨大な情報量と記録確認までに要する時間及び専門性を問われる知識等に 加え、記録確認までの期限を設けているため、記録確認が不十分な状態で 申立人に回答されている現状もあり、余分な時間とトラブルを招く状況が継続 している。年金問題は中・長期的な問題と捉え、丁寧且つ迅速に対応し、国民に理解を求め老後の収入を支える制度として信頼を勝ち取らなければ、年金制度の存在意義を問われる事になりかねないと危惧している。	国民年金課に在籍していた時に、窓口に来所された被保険者より過去の年金記録に調査を依頼され、記録統合されていない年金記録を確認した時に、 他の被保険者の年金記録整備は、どれくらい堆積しているのか心配であった。	年金記録不整備になっている記録を来所された時点で、本人確認できた年金記録は、早急に登録手続きをし年金請求手続き等に備えられる様、また年金記録統合整備したうえで、年金制度に理解と興味を抱いてもらえるように、微弱ながら、制度浸透に動しんだつもりであったが、予想以上に年金記録に不備が生じている現状に日々驚くとともに、一日でも早く問題解消に邁進する所存です。
10648	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		平成9年の基礎年金番号導入時において、記録の確認が不十分であったため、必ず記録の漏れ等が出ることが想定されたはず。もっと年金というものを知ってもらい、大事なものなんだということ知らせる必要があった。 報道がされるようになってから。	年金記録の判明により、年金額に直接影響する受給者の方々の記録については、少しでも早く再裁定処理が行われるよう、記録補正については、できるだけ即日処理が行えるように努めた。 基礎年金番号導入時に、とくべつ便のような形でご案内することで、今より長い年月をかけ、調査・回答ができたことと思う。年金請求時において、過去の記録を思い出せといわれても、なかなか思い出せないことの方が多いと思う。ましてや標準報酬となると余計に当時の金額を思い出すというのは難しい。であれば、基礎年金番号を統合する際に、自身の年金記録を周知する形をとったほうがよかったのではないでしょうか。
10649	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていること以外にはありません	お客さまに協力をいただきながら地道に作業をするほかないと考えます	紙台帳から機械化へ移行した際の収録もれと認識しています。一般的に報道されたときです。	地道に作業するほかないと思いました。紙台帳から機械化にする際に丁寧に記録を移すべきだったと思います。
10650	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	質問の「この問題の」の"この"が年記録問題全般を指すのかどうか不明瞭ですが、同様に、マニュアルや疑義照会の回答等においても、誰が見ても同じ解釈ができるものでなければ今後も新たな問題が発生しかねません。問題解決に向けた取り組み自体も、十分に内容や実施方法の精査、またその理解が図られないままに行われてきていると思います。時間的な目途ももちろん必要でしょうが、大事なのは問題を確実に解消することですから、何をするかではなくどのように実施するかのほうが重要だと考えます。	採用当初(平成13年度)は、国民年金適用担当課だったため、氏名や住所等が事実と相違している記録を見ることが時々あり、見つけた際に随時訂正していましたが、当時は国民年金に係る事務の大半は市区町村で行われており、遅くとも年金請求時までには市区町村で保有している記録との突合により整備されるものと考えていました。 また基礎年金番号に統合されていない手帳番号については、毎年順次行われている調査・補正作業により解消されていくものと捉えていました。 その後、様々な問題が表面化し、従前の事務処理計画では到底解決できない深刻な状況であることを認識しました。	全ての業務が年金記録に直接的に関わるものばかりではなく、組織の全ての業務内容の詳細を把握するのも困難です。ついては、どのような業務でも事前に十分に周知、意見集約、問題点の解決を行ったうえで実施する必要があると思います。いまだ批速な業務も多々見受けられますが大丈夫でしょうか。
10651	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。		【年金記録問題をどのような問題と認識していたか。】 私が問題として認識しているのは、次の2点です。 1点目は、不況下において、年金保険料の収納率をあげるための手段。 (行政側) 2点目は、年金保険料申告時の改ざん。 (保険料を負担する側) いずれにしても、コンプライアンスの遵守であり、特に行政側においては、情を はさむこと自体が問題。 【そのような問題が存在することを知った時期】 小泉元総理大臣の年金記録盗み見から波及した年金記録改ざんの ニュースを見て。(平成17年頃)	コンプライアンスの遵守であり、特に行政側においては、情をはさまないこと。
10652	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録が見つかったからといって、年金額が増えるだけではなく、減ってしまう事もある事。	記録統合により減る場合、記録の統合はして、年金額を減らさない。	記録問題が明るみになり知りました。	とにかくお客様の立場にたって記録を見つけてあげようという気持ちで対応しました。
10653	地方庁	その他(社会保険事務所)				
10654	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在、全職員でお一人お一人の記録を確認し、回答しているところですが、回答するにもかなりの知識を必要とするものが多く、今以上の知識ある職員の 配置を考えていただきたい。	給付課の業務に携わった中で、本人の記録であるか確認するも、記憶にないとの回答から統合されない手番があることは認識していました。 しかし、これほどまでの数の未登録手番とオンライン化されていない台帳があることは、新聞報道で知りました。	基礎年金番号が導入された際に本人からの回答がなく、統合できない手番の追跡調査をしていれば、これほどの未登録記録が残ることはなかったと考えます。
10655	地方庁	その他(社会保険事務所)	基礎年金番号が導入されて以降、未統合記録保有者に段階的に照会をしていたと認識していますが、照会未回答者への対応が社会保険庁まかせであったことと、具体的な未整理件数の周知および対策などが地方庁へ無かったことは問題であったと思います。	あまり意味は無いかもしれませんが、基礎年金番号導入以降、前述のような照会をおこない、やり方には不備があったものの、決して放置していたわけではないということの国民への周知と、未回答件数などの公表をして、記録問題に対するある程度の理解を求めること。 解決策は、現時点では全力を挙げて最後まで整理することしかないと思いますが、現在の人員では限界があり、増員および効果的な人員配置による質の高い事務執行体制を確立することだと思います。 具体的には、その業務に精通したプロ職員を育成するなどが挙げられますが、公務員時代の名残で一通りの業務を満遍なく経験させるという現在の方針ではいつまでたっても素人集団でしかなく、質の高い業務を継続していくことは不可能だと思います。改善を要望します。民間でも、専門職と総合職の区分がありますが、機構も民間組織なのであればそういった議論が無いのはおかしいと思います。あと民間でも経費の節約はしていると思いますが、必要なものには多額の設備投資をしています。国家的プロジェクトと位置づけるなら、人員増の経費も含め、それらのことについても策を講じていただきたいと思います。	前述していますが、基礎年金番号が導入された段階で全庁挙げて早期整理を推進するべきであったと思います。問題提起が行われなかったことが一番の問題点であったと思います。自分自身としては、宙に浮いた記録5000万件という報道を聞いたときに、初めて大問題であるとの認識でしたので、19年6月に知ったことになります。	一日でも早く問題解決のため、最大限の努力をすることしか考えれず、自分自身では努力をしてきたつもりですし、これからも更なる努力をするつもりです。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10656	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号に統合されていない番号が存在しており、誰の年金番号がわからないため、年金の支給がされていない。 未統合の年金番号が多数存在するということで、件数調査があると聞いた。(平成17年～18年頃、業務センター勤務時)	平成19年から社会保険事務所へ赴任し、ねんきん特別便が発送された。実際にとれた対応は、窓口へ来るお客様の年金記録を調査すること。電話での相談や、特別便の調査及び回答作成。 最終的にはお客様の確認が必要となる場合が多いが、申立て以外でもれている記録がないか調査を行なった。 年金制度の改正による周知・広報が不足していたのではないかと思う。 事務所・社会保険庁職員の記録管理に対する意識が低かったことも原因と考えられる。 年金の番号は、年金受給の手続き時に確認するとされていたと認識していたが、確認がもれてしまえば記録が統合される機会を失ってしまうことになる。
10657	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません。	現状、土日などで支援をしていますが、専用チームなどを作り対応していくのが望ましいと思います。	問題発覚以降に知りました。	当時は台帳の記入のシステム等に問題があった様に思えます。 現在ではオンラインシステムでの機械入力になっているので、入力漏れ、誤りを起こさないように慎重に処理をしています。
10658	本庁	その他(本庁)	世間一般に知られていない問題は知りません。		[redacted]それ以前は事務所に出向していましたが、そのときに年金記録問題が出てきたと思います。そのときはこれほど大きな問題になるとは考えていませんでした。年金記録問題は組織、職員の法令遵守の意識が低かったために起こったものだと思います。	(8)で書いたとおり、平成16年以降はこの問題に関係する業務を行っていなかったため、具体的に対応したということはありませんが、先月から今の部署に配属になり、この問題にも関係する業務を行っております。自分が行っている事務が法令に沿ったものであるかを常に意識して業務を行っていきたいと考えております。
10659	地方庁	その他(社会保険事務所)	今回の問題が発生して初めて知ることばかりでしたので、特にありません。	現在実行されている方策以外に現時点で思いつくものはありませんが、最後の1件まで解明する心構えで、あらゆる方策を講じるべきと常に考えています。	国民の皆様にご理解いただけない状況が、なかば当然のことのように行われていて、それに気づかなかったことが、この問題の根源であると認識しています。 自分自身もその状況に気づかず仕事をしていましたので、それを知ったのは国民年金の免除問題が全国的なものになった頃でした。	将来、同じような問題が発生することのないように、ひとつひとつの仕事を疎かにせず、慎重に対応するようにしました。 根本的に「年金記録」の重要性というものを、その時、その時の取り巻く状況に左右されてしまったということがあると思います。年金記録は、何ものにも最優先され、絶対不備のものであることと認識すべきと考えます。
10660	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	まず、未統合記録の中でも、未だWM上で確認できないないような記録(紙台帳やマイクロの記録)を整備してから、本人へ照会するべきだと思います。 結局今回記録が整備されていないまま本人へ照会しているため、相談時間が長引き、また、2度3度と本人へ照会しないといけない状況となっていると思います。	老後の貴重な年金、本来受け取るべき年金が受け取れない、または減額されているということは、あってはならない問題だと思います。 このような問題がこれ程根深いものだと知ったのは、この問題が起こってからでした。	年金記録問題で窓口対応の際に、対応したお客様の記録が一つでも漏れることがないよう出来る限り検索を行いましたが、窓口にはお客様が溢れひとりのお客様に掛けることのできる時間は限られていました。 やはり、出来る限り記録を整備してから、本人へ照会するべきだと思います。 年金記録問題は短時間で解決できる問題ではなくコツコツと時間を掛けてこそ解決できる問題だと感じました。 年金受給時に本人の申し出により未統合記録があれば整備すればいいという考えが誤りだったと思います。
10661	地方庁	その他(社会保険事務所)	ございません。	年金記録に携わった職員全員で確認にあたることだと考えます。 年数の経過により記録を管理する媒体の変遷があったことも、記録保存のうえで誤りを招いた原因のひとつとなっています。また、紙台帳については、当時厚生年金記録としては、現在本人確認に必要な住所の登録が必須項目でなかったことも残念な事実です。国民年金については、被保険者台帳は更新に更新を重ねており、その後オンライン化されましたが、オンライン化にあたっては、喪失者記録の住所データが切り替え非対称であったことなどから、不備記録の整備が済むまでは台帳の保存をすべきであると、申し上げた事務所が多数ありました。現実には、理解を得ることができませんでしたが。 <ひとつずつ、中途半端にしないこと>これだと思います。 また、これまでの記録について、ご本人様との記録確認を毎年行うなどの整備をおこなっていたならば、現在のような事態にはならなかったのではないかと考えます。年金記録という長期間にわたる記録の整備保管については、その使用に耐えうる媒体での確実な保管を行うこと。 そしてこのことは、お客様の責に帰すものではないため、行政側の責任として私共の組織が国	平成9年1月に基礎年金番号制度が始まりましたが、その際に未登録の手帳記号番号が存在しているとの認識から始まりその後、そのほかにも様々な問題が内在しているとの認識をもつにいたりました。	お客様の視点にたつこと。まずはそこから始めてみようと考えました。 行政側の立場での視点はひとまずおいて、お話をうかがい必要な点については、ご案内させていただきながら、ひとつひとつ、確認作業をすすめること。 年金記録は月日の積み重ねでもありますから、王道はありません。着実にひとつずつというスタンス。これは、これまでもこれからも大切にしていきたいと思っております。 また、この組織の形態がどのようなものであろうとも守るべきは国民の社会保険制度の一環としての年金制度です。					
10662	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	ある一定期間、人、物、金を集中的に投入し解決をはかる。ただし完全な解決は無理なので、解決できない理由を丁寧に国民に説明して、この問題がなぜ起きたのか、誰の責任なのかをハッキリさせ、過去にさかのぼってでも責任の所在をあきらかにすること。そして厳正な処分を行うこと。	私が入庁した時にはすでに、オンラインシステムが導入されたあとだったので、紙の台帳と記録がちがったり、漏れていたりすることは、普通のことで、判明した時に訂正するものと思っていました。またそのように上司からも聞いていました。 この事を問題として認識したのは、マスコミ等で報道されるようになってからです。	問題意識がなかったので、業務の一部として処理していました。 もう少し上司に、紙台帳からオンラインシステムに移行した時の状況など詳しく聞いて、問題意識を持てばよかったのではと思います。 しかし、組織として問題意識が薄かったようなので個人で持つのは難しかったのかなあとも思い
10663	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にないと考えます。		適用事業所及び各被保険者の方から納付いただいた年金保険料に基づいて、年金給付事務を適正におこなっていくことの重要性について、改めて再認識する機会になったと考えます。基礎年金番号の導入より、年金受給手続きをおこなっていただくまでを目途にと考え、統合確認作業をすすめていくなかで、受給中の方、すでにおどくなりになられた方の記録においても確認不足があったこと、今回の問題が提起されて、知ることとなったことが、この職場で働くものとして認識不足だったと痛感しています。	全職員の対応にて、受給者、被保険者の方の記録について、、再確認していただけるよう、窓口及び電話による迅速かつ適正な対応ができる職場体制を 整えることをおこない、現在の記録との照合作業において、総合的に不足することのないよう、可能な限りの聴取にて、適正にすすめることを念頭において取り組んできました。制度改正及び事務取り扱いについて変更がおこなわれる時期(紙台帳より機械化)等、慎重をきす必要があり、その後の長期的展開について書面化した実施要領等を全職員が同じ認識にて遂行していくことは、とても重要だと考えます。制度発足当初より現在まで、たずさわる職員においても複雑となっている年金の制度について周知不足と指摘を受けない取り組みを今後の反省点と考えています。まずは国民の方よりの不安、不信を取り除けるよう実務につく私たちが適正に業務をおこ
10664	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金(記録)関係に携わったことのある職員を相当数動員して、当面現在の問い合わせ分に対しては、早急に一定の回答を済ませる必要があると思います。 今一番国民が望んでいること、社会保険庁が(年金機構になっても)優先しなければならないことはこの記録問題だと思います。単に収納に関するあらゆるテクニック(強制徴収一遇、口座振替・クレジット、割引など)が十分でないことが社会保険庁の不信を招いているのではないと思います。こういった一連のシステムの関連性について社会保険庁についても解答していただけないことが多く(最近もありましたが、)、これら単純化すべき日常業務を複雑化して、国民のみなさんからシステムを含めたいっそうの不信を招き、業務量を増やすことより、今は、記録問題をいかに優先していくかを考えなければと思います。	社会保険に勤務して17年ほどになります。過去に国民年金の部署にいたときに納付していたとか、いなかったとかという国民の皆さんからの窓口でのトラブルが、まったくなかったということはありませんでした。 それでも、マイクロや市町村への紹介などを調査し、やはり納付記録がなかったことをお伝えしたりしたことは数件あったと記憶しています。私も記録の管理は社会保険システムを活用して入力誤りなどないようにがんばってきたつもりですが、コンピューターのない時代や、率直に言って「人」のすることですし、お客様記憶違いもあるでしょう。証拠のない以上、若干の問題はあるのではないかと思ってはきました。 しかし今回の問題となったような「量」・「質」として存在するとは正直職員としても驚きでした。	この記録問題を確実に終了させることは正直困難ではないかと考えています。しかしいま、回答をお待ちしておられる国民の皆さんには早急な回答が必要だと思います。 この問題に関する責任の所在、業務の流れと社会保険庁・地方庁の関係や、特別便の回答もままならない時点での、定期後の問い合わせなどの二重の問題など、国民の皆さんは社会保険庁にむしろ不信感を増大させていないでしょうか。年金機構への組織替えは「逃げ」といわれてしまいました。 国民の皆様には記録問題には長い歴史上の問題を抱えており、確認作業にはやはりある一定の時間がかかることなど十分理解していただき、その間に、社会保険側の業務体制をある程度の整理してからはじめる必要があったと思います。 当事務所では、所長自ら実質上の責任者として実務にも当たりつつ(そうでなければ、どこに問題があるか肌で感じることはできないと思います)、なによりも特別便の事務処理の流れ、体制作りを管理者・職員とともに考えてきました。(そのため、正直おざなりになった事案があることは否定できません)。しかし、子に問題の根本的解決は相当困難で、正直政治的決着も必要ではないかと思うこともあります。 しかし、この記録問題への真摯な姿勢は、たんに社会保険庁を庶民からのわずかばかりの収入
10665	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	・専門のスタッフを配置し、集中的に処理をする。 ・いまだにオンライン化されていない記録が存在するとのこと。早急にオンライン化すること。	・私が入庁した当時は、紙台帳にて記録を進達していたと思います。今、考えてみれば、進達する際には氏名に振り仮名を振っておけばと思いました。 ・基礎年金番号を導入した際に、氏名索引しても検索できないことが判りました。	・名前のフリ仮名は必ず記載するよう事業所等へ指導しました。 ・オンライン化となった昭和62年以降は重複付番をしないように努めて参りました。 ・オンライン化の導入及び基礎年金番号の導入時期に、すべて検索できるように時間をかけて、システムを計画すべきであったと思います。
10666	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	ひとつずつ、手番をへらす努力を地道に続けることだと思います。	すべてを確認とるのはできないと思った。	本人も忘れている記録を結びつける努力。
10667	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	人手を増やしての突合作業を行うこと。1つ1つの記録について、確実な確認作業を行うしかないと思います。	統合されていない記録が5000万件もあるとは、想像もしていなかった。マスメディアの報道で、初めて知りました。 本人記録の確認の際は、旧姓での検索や別読みの検索等を行っており当然、コンピュータの記録が正しいものとして業務を行っていました。	育児休業を取っており、業務上の対応はできていません。 反省点としては、基礎年金番号制度の開始時の周知不足や記録確認において本人申請主義であった考え方に問題があったのではないかと思います。
10668	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	ソフト・ハード面の整備を速やかに行い、システムの改善をし、スピーディな処理が行えるようにすること。また、経験のある職員を集め(退職者等を含む)問題の解決を図る。	記録として保存しているものの、記録に名前の登録がなく誰の記録か判明しないことに対し、本来加入者の方の年金として支給すべきものとして算入されていないことは、年金制度に対して不信感をあらわにする方が多くなると認識した。このような、名前の登録のない記録が存在する事を知ったのは約10年位前であるが、今回、記録問題が発覚した時点で同じような事象がこれだけ多くあるとは思わなかった。当時、担当者に確認しても、名前の登録のない記録は時々あると聞いただけでした。あまり問題視していなかったと思われる。	直接被保険者記録を扱う担当課に配属されなかったので対応策は、何も考えていなかった。また、オンライン化になる前の紙台帳時代の記録も庁に正しく進達され、正しく記録され、オンライン化になった時も、正しく記録が移されていたと思っていた。今回の問題が起こった背景には、年金記録は、本人が年金請求を行う際に確認すれば問題がないと考え、加入記録は本人が記憶しているものとして本人まかせ(他人任せ)の考えがあったことが、第一の反省点とおもわれる。 基礎年金番号導入時、記録確認作業をきちんとしてから導入すればと思った。
10669	地方庁	その他(社会保険事務局)		大勢で集中的に処理をする。	大変な問題だと思っている。 存在を知ったのは、報道があった頃。	期間照会や窓口対応時、被保険者の記録をできるだけ見つけるようにしていた。 反省点としては、被保険者がいくつも手番を持っていたこと、社会保険で機械入力する際、きちんと確認したふりがなで入力しなかったことが挙げられると思う。
10670	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	報道されている以外には知りません。	現在の方策でよろしいと思います。 他に具体的に有効な手法は思いつきませんが、解決までのスピードは重要だと考えますので、人員を増員する等して早期の解決が年金制度の信頼回復に繋がると考えます。	適用課に在籍の経験がありますが、現在のような問題があるとは認識していませんでした。 年金記録問題については、一般的にマスコミによる報道がされてから認識しました。	被保険者が年金受給するための大事な記録であるという認識が低かったのと考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10671	地方庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		年金記録問題と言ってもいろいろなケースがあると思いますし、厚生年金でいえば昭和16年から始まっていますので、これまでどこが、どのように管理をしてきたのか、電算化されてきたのか、全経緯を把握できているわけではありませんが、国民の皆さんのお気持ちを考えますと、変遷経緯を把握した上で、記録を全て被保険者ファイルに収録して、本人の申出に基づいて、徹底的に捜していくべきだと思います。 ただ、申出さえもできない場合や収録すべき記録自体がなくなっている場合もあると思いますので、一定の範囲の方を含めた「申出」だけでも、認めていかざるを得ない場合もあるのではない	年金の裁定請求時に本人が記載する職歴に基づいて記録確認をしたうえで、年金を決定するものと思っていましたので、平成19年の「宙に浮いた5000万件」問題が報道されて、初めて、被保険者ファイルに収録されてない記録がたくさんあることを思い知らされた次第です。	直接の担当部署にはいませんが、記録問題の支援については、センターの優先順位に基づき、対応してきたつもりです。 厚生年金は15歳以上の適用事業所にはたらく者、国民年金は20歳から強制適用(かつては任意でしたが)なわけですから、適用する側が、長期的・正確に被保険者記録を管理していくという観点が欠けていたのではないかと思います。
10672	地方庁	その他(社会保険事務所)		台帳と全件突合すると聞いていますので、解決できると思います。	マスコミ報道で初めて知りました。	オンライン化の時の処理の仕方、入力後の確認の仕方が大きな問題だったと思います。
10673	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	地道に記録を判明させていくしかない。	平成6年当時社会保険事務所に入りたてのとき、厚生年金の資格取得を担当時に疑重複者に年金手帳を払い出差ざるをえない状態だったため本人特定が難しいと認識していた。当時も本人へ照会する業務を行なっていたが事業所の担当者に聞いても不明との回答が多く、保険証も出さなければならないこともあり特定は年金手帳に疑重複がある旨の付箋をはり重複取り消しを促していた。	出来る限り事業所に本人特定をするよう連絡していた。 現時点でみた場合にこの問題点は、基礎年金番号導入前のため、年金加入時に住所等本人確認できる項目が無かった点。 事業所も本人の口頭のみで生年月日、名前を確認していたところも多かったため本人確認の難しい記録が収録されていたのではないかと思う。
10674	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません	1件ずつ地道に慎重に解決していくことが大切かと。解決を急ぎ誤りがあると意味がないので。	早急に解決しなければならない問題と思います。 未統合の手番記録があることは、日常の業務のなかで届出により統合することはありましたので知っていました。	事務所で年金記録の窓口に出ていましたので、お客様一人一人の話をよく聞き、丁寧な対応につとめました。 記録に対する管理体制の甘さ。
10675	地方庁	その他(社会保険事務所)	基礎年金番号が出来てから本来1人1番号のはずが、重複して払い出されているケースがある。同姓同名で生年月日も同じ方が全被保険者でなかで結構いるため、また、住民票の住所と現住所が違う場合などあり、本人特定が難しい場合がある。	20歳時点で番号を付けるのでなく、出生してから番号をつければ良いと考えます。	基礎年金番号が出来るまではそれぞれの制度で、また厚生年金の場合は勤務先が変わる度に番号が払い出されており、1人に重複して番号があったことは採用されてから(H12年10月)知りましたが、紙台帳から磁気媒体へ移した際の漏れがある等は年金記録問題の報道があってから知りました。 報道後、支払った年金が給付に正常に反映されていない方がたくさんいることを知り、重大な問題であり、一刻も早く解決を図らなければならない問題であると認識しました。	年金記録問題への解決は義重要課題であることを認識し、被保険者・受給者からの照会に対し、1件1件丁寧に漏れがないか対応をしました。 現時点でみた問題としては、年金受給者までに記録が正常になれば良いという後回しにしたこと、基礎年金番号導入後にもっと番号統合への取り組みを強化しておくべきであったこと。もっと早く(基礎年金番号導入時より)被保険者・受給者の方に定期的に記録の案内を送付し確認してもらうことが必要であったことが挙げられます。
10676	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金記録問題が何を以って解決とするのかが不明瞭な中で、提出いただいた特別便・定期便に基づき本人に結びつく可能性のある記録の調査に全力を挙げて取り組むことが第一だと思います。 その際に職員のスキルの差による調査結果の差異がないように、定期的に研修の場を設ける必要性を感じます。 また、この問題が深刻化した背景には、社会保険庁の組織に対する不信感もあると思うので、現場の職員として電話や窓口での応対をより丁寧に心がけることで信頼を回復しなければならないと考えます。	平成17年に採用されたため、入庁後まもなく年金記録問題が表面化したのですが、当初は基礎年金番号導入の際に手帳記号番号の統合が不完全であったためにこのような問題が生じたと認識していました。しかし、お客様の応対をしている中で、問題はそれだけに留まらないことを知りました。紙媒体の台帳記録をコンピューター化する際の入力誤りや、旧台帳記録の存在を知ることになったのも記録問題が世間で大きく取り上げられるようになった平成19年6月以降です。 全体像が見えてくる中で、新たな問題も発生しました。再裁定にかかる時間が予想以上に長くなり、「いつまで待たせるのか」とのお叱りの声を受けたり、年金額が減額になるケースについて「窓口では一切そんなことを言われなかった」との声も頂戴しました。 年金制度自体の複雑さに加えて、あいまいな知識に基づくあいまいな説明が、問題をより深刻化させてしまったのではないかと考えます。	年金記録問題が表面化した当初は、制度の変遷や歴史的な経緯など知らないことが多く、お客様の質問に即答できないこともありました。そのような時には上司や先輩などに聞いたり、資料を読むなどして、お客様に納得いただける説明をするように心がけました。 また、説明の際にあいまいな言葉を使用することを避け、できるだけ分かりやすい言葉での対応を心がけました。 現時点での反省点は、記録調査のスキルをもっと早い段階で磨いておくべきだったということです。職員のスキル次第で、本人に結びつく可能性のある記録が漏れてしまうことはあってはならないことです。しかし、実際の現場ではスキルの差を埋めるための具体的な方策がなく、個人の努力に委ねられていたように思います。
10677	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	現状どおり、1件1件づつ丁寧に根気強くおこなうのが、やはり得策だと思われます	長妻大臣が野党時代に指摘したこの問題は、週刊誌で初めて知りました。 正直5000万件と聞き驚いたことを記憶しています。	恐らく、平成9年の基礎年金番号導入時にも擬重複について、被保険者に対し通知していたのを記憶しています。ただ、当時は年金関係もさほど注目されておらず、通知の返送率が低かったと聞いたことがあります。今みたいに、追っかけ調査する時間と予算及び命令があれば、ここまでずさんだ何だと言われない組織であったのではないかと。
10678	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。		政府としてお預かりしている記録に問題がある場合、制度に対する国民の信頼がなくなると考えました。 記録問題につきましては、平成19年5月ごろのマスコミ報道により初めて知りました。	これまで以上にお客様の話を十分聞かせていただき、また氏名索引等により記録のモレや誤りがないか、徹底して確認していきました。 これまで国民に年金加入記録を情報公開してこなかったことが、結果として記録問題を発生させたと考えています。
10679	地方庁	その他(社会保険事務所)		三者委員会での記録訂正を柔軟にする。 本人の申立を再優先するように。	18年採用で部署が総務課だったため、ニュースで知るような形であった。	総務課だったが、特別便窓口等で対応時間を設けた。 記録もれに対する危機感の薄さ。
10680	地方庁	その他(社会保険事務局)		人と時間をかけてじっくりと取り組むことが大事だと思います。	一般的に知られるようになったときに知りました。 それまでは、「年金請求時に過去記録を確認していただく→確認ができないものは期間照会をしていただく」という手続きで確認ができるものだと聞いていました。	年金記録についての情報が全く知らされていなかったので、情報の共有というか、過去の年金についての資料や研修があればよかったと思います。
10681	地方庁	その他(社会保険事務所)	1.現在のところ存じ上げません。	1.現時点では受け付けした照会について1件ずつ回答を着実にこなしていくほかないと考えております。また、新たな年金記録問題が発生しないようコンプライアンスのもと現在の業務を行っていかなければならないと考えます。	1.記録管理の正確性だけではなく、事業所等からの届出を正確なものと仮定し運用してきたことにより、被保険者自身が自らの年金記録を確認する手段が乏しかったということ。また、そのことが長年に渡り問題が蓄積されていったということ。 以上のことが現在の年金記録問題だと認識しております。 2.採用2年目(平成18年)の国民年金業務課配属時です。	1.(a)正確性を高める為に入力ミスのないようチェック体制の強化を図ること。(b)届出書の記載状況から理解不足と思われる事業所担当者に対しては電話にて指導を行うようしたこと。 (c)年金相談では標準報酬の説明を丁寧に行うようしたこと。 2.管理されている年金記録について被保険者本人に情報として通知する仕組みが整備されていなかったことを反省点として考えます。事務上の誤りは避けられない以上、誤りに早く気付く仕組みを今後はつくっていかなければならないと考えます。 また、国民の年金記録を管理しているという自覚が足りなかったということが当然ではありますが一番の反省点として考えております。
10682	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	滞留している事務所があれば、比較的おちついている事務所が応援するなど一際の協力体制の強化を図る。	制度過程における問題(申請主義等)であり一定のやむを得ない点はあると考える。しかしながら、過去における認識の不足もあると考えている。 認識しだいたのは、年金問題が発生してからです。	特になし
10683	地方庁	社会保険事務所課長級以上			初めは、基礎年金番号ができた時の統合漏れではないかと思っていたが、報道等を見て(聞いて)、それ以外でも収録されていない記録がある事を知りました。	お客様の大切な記録なので、誠心誠意対応し、納得していただけるようこころがけている。反省点としは、まず年金受給者の記録の解明をし、終了したところで次に進むようにしたらよかったのではないかと思う。
10684	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	今以上に、人と時間を年金記録問題に集中させる。	入所した頃から、すでに年金記録問題が大きな問題としてとらえられていました。	本来業務に加え、年金記録問題にも積極的に対応した。
10685	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	年金記録の整備が必要です 本人の記録はいつでも閲覧可能とする	社会保険庁の最重要課題と認識している 新聞報道など	自分でできることは対応いたしました
10686	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		厚生年金資格取得時に手帳の番号を記入しないで提出があった場合に 前歴等を確認できないと新規付番しているため、一人の人にいくつもの番号があるのは、気づいていました。それが今の記録問題にもつながると思いますが。	事業所へ電話をし、以前に厚生年金加入したことがないか、前住所の確認をしていました。 聞き出せない場合それ以上の対応はできず、新規で払い出していたのが問題点だったと思います。
10687	地方庁	その他(社会保険事務所)				
10688	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		平成9年1月に基礎年金番号導入時に問題が生じると思っていたが、このような問題となるまでは認識していなかった。	窓口に年金手帳をお持ちのお客様などは、統合されていない手番が確認された都度、統合処理をしていた。年金受給時に統合すればいいという案内はしていない。 基礎年金番号導入時に手番の整理を怠ったことによるものと思います。また、紙台帳からオンラインシステムに移行した時の氏名のフリガナ入力ミスが多い 厚生年金記録は住所がないため本人確認が困難など反省、改善しなければならない点は多い。
10689	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていない問題で知っていることはありません。	既に受け付けている年金加入記録の照会に対する回答をもっと早く行うようにすべきだと思います。そのためには、ねんきん特別便の処理が遅れている事務所では職員一人ひとりに、一週間に処理すべき特別便を割り当てるといったことも必要だと思います。 また、特別便の処理が遅れている事務所に対する応援をもっと行うべきだと思います。	国民の方々のために迅速に解決しなくてはならない問題だと考えています。 このような問題が存在することを知ったのは平成19年6月頃です。	年金加入記録についての相談者の方の立場に立ち、丁寧な窓口・電話対応を行いました。 また、平成19年6月には約2週間、目黒に設置されたねんきんあんしんダイヤル(臨時電話受付センター)へ出張し、電話応対を行いました。 社会保険庁はこの問題の解決にもっと早い時期から取り掛かるべきであったということが反省点のひとつとして挙げられると思います。
10690	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	各事務局ごとのマニュアルは作成しているとは思いますが、更なるマニュアルを構築し日本年金機構共通マニュアルを作成し、知識を持っている職員だけでなく、非常勤等もそのマニュアルをみれば回答できるような体制作りも必要かと思います。	H18年頃テレビでの報道がすごかったので大変な問題が起こったなというのが最初の感想です。しかしテレビでの報道や情報が伝わるにつれて年金受給者の皆様にご迷惑をおかけしていると認識が改まりました。	事務局として事務所に窓口支援等積極的に行いました。
10691	本庁	その他(本庁)	知りません。	大量の未統合記録や未納記録などの確認、整備に対して、迅速で丁寧にきめ細やかな対応を行い、正しい年金額を支給するには、窓口対応と記録調査確認と再裁定処理をする職員を増員することと考えます。	年金記録管理の不備と不適切な事務処理についての問題と思います。 新聞、テレビなどの報道で知りました。	お客様に、過去の職歴や国民年金の納付履について、未統合記録や納付記録の誤りなどが無いか丁寧に確認を行い、法令を遵守し適正な事務処理に努めました。 年金裁定においての年金記録整備について、個人の記憶と管理に頼ったこと、個人と社会保険庁が同じ記録情報を各個人ごとの一つの番号で管理し、共有しなければならないと考えます。
10692	地方庁	社会保険事務所長	ございません	一番早く解決する方法は 回復対象者でない国民も納得するようないわゆる「救済」(法改正か運用の 判断基準を示すかして)しかないと思います。	平成19年に入庁し、現大臣が国会で追及されるまで知らなかった。	事務所段階では、ほぼ手作業にちかい個別の作業で一つ一つ解決するしかない。記録回復委員会が、判断基準を次々と示していただいているのは現場にとってたいへんありがたい。 作業の手順が間違っていた為、現場が混乱したが、緊急事態下でまったなしであったことから仕方がなかったと認識している。 根本的な原因は、すでに明らかにされている。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10693	地方庁	その他(社会保険事務局)	現在、国民年金の記録補正を担当しております。 その際に思うことが、記録を追加しても警告が出ない場合があり、入力担当者が気づかず、お客様に迷惑がかかることがあります。 具体例) 厚生年金21．1．1取得—21．3．1喪失 厚生年金21．10．1取得 この厚生年金同士の間に1号記録を入れても、次に厚生年金取得が入ってるにもかかわらず、警告が出ないようです。後の厚生年金記録が入力と前処理のタイムラグで把握できない場合に、喪失を入れずじまいなので、必要ない期間の納付書が送付され、不信感をあおることにもなるし、事務処理も二度手間になるかと思います。	問題点をその都度、事務所から報告できる環境にし、可能であれば、システムで警告を出せるように変更するなどできるといいかと思います。	年金記録問題が取りざたされるまで、問題の重大さを分かってはおりませんでした。その当時は、年金手帳を確認し、もう一つの番号が発覚した際に統合手続きをいただく、そして、その機会がない方は年金受給時に記録を元に番号を探し出し統合するため、時期が遅いという認識はありましたが、問題に発展するまでは「問題」という認識は薄かったように思います。	基礎年金番号制度導入時に、お届けがなかった方たちに、催告や周知を徹底する必要があったかと思います。 また、少なからず、問題に気づいていた職員も多いかと思うので、一人ひとりが後に起こりうる問題点にも注意を払って業務に取り組み、意見の交換が必要だと思います。
10694	本庁	その他(本庁)			新聞等の報道によって。	年金に関する業務について、その重みについて十分に理解していなかった点があったと思いま
10695	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	解決に近道はないと思います。 記録調査に当たる人員を増やすことによってのみ解決を早める道だと考えます。	報道で初めて年金記録問題が存在することを知りました。 一人が複数の年金番号を持つことはそれぞれの年金制度ごとに手帳番号を払い出していたため、制度上あり得ることだと感じましたが、報道があるまでは、ここまで解決に時間がかかるとは考えもしませんでした。	このような問題を起こしてしまった組織としての責任を重く捉え、一歩でも解決に近づくために、ご相談にお越しいただいたお客様のお話を伺い、一件ずつでも記録問題の解決に結び付けていくしかないと思いました。 この問題の反省点は、一人に複数の手帳番号を払い出してしまったこと、基礎年金番号の制度ができた時点で、手番の統合を徹底しなかったこと、国民年金の市町村の保有する納付記録の処分を許可してしまったことなど挙げていけばきりがないと思います。今後二度とこのような問題をおこしてはならないと感じます。
10696	地方庁	その他(社会保険事務所)	共済記録の管理は社会保険庁が直接管理しているものではなく、調査や補正が難しいことが理解いただけない。 記録の調査・回答・補正・裁定の業務には複数の課、課所に渡るものが多く、窓口で対応する者一人で即時に処理できるものではないことが多々あるが、 なかなか理解していただけない。	データの移管を急ぐ。 各課の精通者を集め記録対策チームを作る。	時代とともに変化を続けてきた制度なので、過去の制度や事務処理の仕方をどうこう言っても仕方がないが、制度が複雑すぎて職員でもわからないことが多い。	安易な受け答えはせずに精通している方に確認をして対応するように努めた。 制度をわかりやすくする。
10697	地方庁	その他(社会保険事務所)		人員を増やして、記録の調査と本人への回答を迅速に進めていく。	国民全体に関わる重要な問題であり、過去の記録にも及ぶので解決には大変時間がかかるであろうと認識していた。4～5年前頃知った。	周りの職員みんなで協力し、特に電話や窓口応対に努めた。 記録の調査や再裁定等に大分時間がかかっているので、人員を費やしてもっと集中的に取り組んだほうがよい。
10698	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	世間で言われている宙に浮いた年金記録問題については、報道等がされるようになってから知りました。	過去の紙台帳時代の記録管理の不備については、現在の事務処理と異なるので何ともいえないが、念入りな処理チェックをしなければならないと考えます。 現在まで、未登録となっていた記録については、業務センターで保管されていた記録が何故今までそのままであったのか逆に知りたいです。
10699	地方庁	その他(社会保険事務局)				反省点 被保険者にたいして年金手帳の説明がなく、厚生年金の再取得時に別の番号で処理されたりすることが多々あった。そのため、年金請求時に記録の統合もれが発生している。60歳のときに、若いとき短期間だけ働いた事業所名や期間を記憶されていない方も多く、統合されないまま老齢年金の裁定がされている。
10700	地方庁	その他(社会保険事務所)	取り立ててはでません。	個々のお客様がどこで満足なさるかだと思います。	申し出主義を徹底されておりまして、恥ずかしながら国会で取り上げられて認識した次第です。	対応したお客様の分は取りこぼし無く終わるようにがんばりました。何より利用者の皆様への制度の周知だと思います。どんなに正確に事業を行っても認識して頂けないと意味が無いと思いま
10701	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		年金記録問題は、被保険者の生活に直接関わってくる重大な問題であり、 我々の業務運営にも大きな影響を及ぼした問題と認識している。 私が採用になった平成13年度当時の頃から、本人が領収書を保管しているのにもかかわらず、WM上で未納の履歴になっていて照会の申出を受けていたり、厚生年金の加入期間が本人履歴に登録になっていないため照会の申出を受けている場面を目にしてきた。	照会の申出を受ける際、時間をかけて本人と共に記憶をたどり詳細な当時の状況を引き出すよう努めた。 基礎年金番号の導入時に、現在行っているような定期便などで長期的な広報活動をすべきだったと考える。
10702	地方庁	その他(社会保険事務所)	平成20年6月1日に任期付任用職員になったので、世間一般に知られている内容の年金記録問題しかかわりません。	相談室の職員なので来ていただいたお客様には丁寧に対応することを心がけております。上司のアドバイスを受けながら年金記録の本人確認等は大事にしていきたいと思います。		
10703	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金制度が、統一されていないこと 将来の生活設計が、成り立たなくなる。 大変なことだと思いました。 知ったのは、報道で取りざたされてからです。	まず、なんで一人でいくつもの年金番号が、払いだされるのか、不思議でした。 厚生年金なら一人一番号のはずです。 いくつも番号を取得しているかたにも落ち度があると思いますが、政府の広報も 足りないと感じます。 もう少し、市区町村と仲良く連携ができれば、ここまで、酷くは、ならなかったと おもいます。
10704	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	問題を作った人が責任をとって元どうりにして頂ければよいと考えます。	たいへん大きな問題と認識していました。昔のことでいつ頃とまではっきりと記憶がありません。	一人でも一月でもミスをしないように対応を当たり前の事ですが行ってきました。年金記録の仕事の大事さに昔は気がついてない人がいてずさんな処理を軽い気持ちで行いチェックもしなかったのか不思議で良く分からない点が多く現時点で見た場合に私が反省点を挙げることが出来な
10705	地方庁	その他(社会保険事務所)	特記なし	付け合わせを正確に行うとともに、調査に関すいる研修を行うべき	解消すべき問題であり、組織として紳士に受け止めるべき問題。18年頃。	過去の文献等の付け合せ・資料の収集。課員への伝達を行った。最初の研修・資料・判断基準が明確に示されていないため、過去の状況を知らない人には判断がつかない。特別便についても準備不足での開始のため、2度で届3度で間になり被保険者・受給者に迷惑をかけているので
10706	地方庁	その他(社会保険事務所)		民主党の方針に沿って、先2年から3年を重点対応期間に充てる。 住基ネット、旧姓申出による調査、ねんきん特別便・定期便での調査回答等、従来からの双方向による調査・対応を継続して行う。	平成5年採用時に厚生年金の資格取得処理を行う際、(当時は基礎年金番号が導入されておらず、)同姓同名の厚生年金記号番号がWM画面上で数名表記されているケースがあった。本人に照会したところ、2つ以上番号が統合されていないことが、なかにはあったため、全国的には厚生年金の番号が一人で複数所有している方が相当数いるのではと推定はしていた。 平成14年当時、国民年金納付記録が年度ごとWMで抜けている場合があり、紙台帳を確認後、納付記録を追加したが、オンライン記録も完全では無いと認識した。 平成16年頃、船員保険の年金で他庁照会のやりとりをしていたが、やはり年金請求時での年金記録調査であり、本人から調査依頼がなければ、年金記録が残ってしまうのではと認識していた。	年金問題が表面化する前でも担当レベルでは目前にある未統合記録を統合する努力は行っていた。 ただ、問題点を上部機関に伝達する手段がなく、上司に問題点を話しても、継続して問題意識をもってもらうことができず、また、そういう雰囲気に組織(上司)がなっていなかった。
10707	地方庁	その他(社会保険事務所)	私たちの調査は、基本的に被保険者名簿を元に確認しています。しかしながら被保険者記録と職歴が必ずしも一致せず、第三者委員会へ確認申立することとなりますが、そもそも被保険者名簿自体の信憑性が疑わしい場合があります。くせ字や濃度、あるいは老朽化などにより、判別に苦慮するケースです。その他にも、事業所からの届出ミスや記入ミスなど、一概に社保庁だけの原因ではないと思われるケースです。	被保険者名簿への記載は現在ありませんので、事業所からのデータが正しくされるように、広報・周知の徹底が肝要かと思われます。	正直、こんなに大問題になるとは思っていませんでした。	現在、全力をあげて調査業務に取り組んでおります。
10708	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にないです。	一件、一件、正確な記録を調査し、お客様が本来受け取るべき年金を少しでも早く受け取れるよう、職員が一丸となって努力すべきだと思います。	大変な問題だと思いました。 問題が騒がれはじめてから。	一件、一件、丁寧に対応し、お客様の信頼を取り戻すよう、心掛けました。 反省点としては、基礎年金番号導入時に、もう少し大々的に国民のみなさまに周知をすればよかったと思います。
10709	地方庁	社会保険事務所課長級以上	国民年金の特殊記録(年度月別記録が記録されていない記録)でマイクロも切り替え後しか保管のない場合で、S36～S46で納付、免除等月数しか管理されていない記録は一般的にはしられていないと思います。 その場合、オンライン記録に月別記録を収録する際(届書674)、社保庁の管理する記録だけではどこの月がわからない場合がある。 市町村照会すればわかる場合もあるが、市町村で台帳廃棄済みの場合は、本人が国民年金手帳(検認記録)や領収書を所持していない限り特定できない。 そのため過去の674処理で不明な場合、前後の納付記録から推測し、先詰めや後詰めの記録があると思われる 周知の問題とは思いますが、たとえばS40に6ヶ月の納付記録があるが、月が特定できない記録があった場合、4～9を納付とされている記録があったとして、本人が10～3の領収書のみ(または検認記録が10～3のみ4～9が検認記録なし)で、あきらかにこの年度6ヶ月のみと思われるが、本人様がすべて納付と申し出た場合、市町村にも記録がない場合社保庁側で否定する根拠	市町村台帳、マイクロ、オンライン記録の3点同時照合、それでも市町村台帳がない場合は判明しない。 しかし、裁定処理等行う場合必ず674処理が必要。 どこかの月に埋めざるを得ない。 オンライン後、20年時間があったわけで計画的に特殊記録の確認、収録を進めるべきであった。(市町村収納時代までに)	いろんな問題があると思うが、未統合記録のほとんどが、基礎番導入までの別制度運営による制度毎の付番。 社保庁だけの問題でなく制度上の問題、およびPR不足の問題だが、マスコミ等の情報が先行し「消えた5000万件」だけが一人歩きしたこと。 旧台帳等、オンライン記録に収録されていないものもあったが、単に転職等による複数付番がほとんど。 社保側の問題は年金手帳添付ない場合の取得届時の安易な新規付番、制度の周知不足、裁定時確認主義。 被保険者、事業所側の制度理解不足(行政側の周知不足) また基礎番導入後の裁定時確認主義による名寄せ等の取り組み、PR不足。 ほとんどのお客様は説明すれば理解してくれますが、一部はマスコミ報道を100%信じての一方的なであった。	不信をもったお客様には時間をかけて制度の経過などを説明し、理解を得る努力をした。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10710	地方庁	その他(社会保険事務所)			国民一人一人にとって、とても大きな大切な問題だと認識しています。 平成18年当時、マスコミ・新聞等で連日のように話題になり、家族、友人の間でも急に関心が高まったのを覚えています。 年金記録問題:その人個人の、加入年金制度の記録のもれや、納付したであろう年度・月の未確認など、ほとんどの人が自身の記録を把握していなかった。また、年金制度発足当時は、地域の中で集金をしたり、市町村役場、保険事務所等でも収めることができたので、当時の記録・記憶を確認していくのはとても大変な作業となります。	反省点としては、当時は一人に一つの年金番号ではなく、就職する度に新しい番号を取得していた人が多く、管理を難しくしていた。(年金制度加入者も企業側もきちんと把握していなかった)と思う 個人の関心がうすく、自分の加入歴をあまり気にしていなかったように思います。
10711	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		昭和53年頃、適用課に於いて厚年の資格照会を担当していた際、会社を替わる度に新規取得する人が多いと感じた。	事業主の制度・事務に対しての理解が不足していると感じ、事業主への事務説明会では、年金手帳を銀行の通帳に例え再取得者の届出には注意するよう説明したつもりだが、事業主・被保険者双方にもっと広報すべきであったと感じている。
10712	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません。	・記録問題に係る業務についてはある程度経験を要することからベテラン職員の確保(職員の体制整備)が必要。 ・年金受給者に対する不安を解決するため、記録の整備を早急に進めたうえで公示させること。	・もともと年金の請求は申請主義であり、裁定請求時に本人の請求通り処理をしていたものであり、記録のモレなどが生じているとは思っていなかった。 ・記録管理については、当初紙台帳管理からオンラインへと切り替わった経過もあり、記録管理自体のあり方について認識が不足していた。 ・平成18年頃	・平成9年に基礎年金番号制度が導入されたが、本来1人1番を付し記録を整備されるはずであったものが、整備されなかったこと。 ・国民に対して年金制度が周知されていなかったことも考えられ、国民に対する広報(アピール)が不足していたこと。
10713	地方庁	その他(社会保険事務所)			制度の複雑さ、重要さに対して記録の管理方法等が不十分であった。	個人では気がつかない部分も多く、できる限りの調査徹底に努めている。
10714	地方庁	その他(本庁)	特になし	新しい方策をもりこむのではなくて、ねんきん特別便の回答を終了するといった現在の方策を完結させるべきだと思う。量的成果を求めるような方向に事務方法がかわっているが、それも重要ではあるが、今私たちが必要なのは適正な事務、丁寧な対応だと思われる。そのためには職員の事務処理能力の向上が期待されるが、量的成果は限界がある。特別便の対応は時間がかかっても適切に行われるべきなので臨時職員の増員または専門知識をもつOBの助けは必要なのではないか。	実際にマスコミなどにとりあげられた時点で記録問題の存在を知った。仕事に従事する上では、手番が統合されていない被保険者の方が大勢いるなあ程度の認識で、それほど大変なことだとは考えていなかったが未統合の件数が公表されその数が想像以上に多くて事の深刻さを痛感した。	そもそも、年金の裁定時点において番号が統合されればいいという数十年の先のことを想定しないでその場限りの社会保険の事務処理方法やスタンスが現在の問題をひきおこし、反省するべき点と考える。 基礎年金番号の根本的制度の意義を念頭にひとりでも多くの方の年金記録が適正になるように、真摯な態度で事務を行った。
10715	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	とくに思い当たりません		本来、未統合の記録などがあってはならないのが前提であるが、裁定前など記録整備について、本人からの期間申し立てだけで調査確認を行ってきたことについて、それだけでは不十分であり、制度面からも業務面からも見直しをしなければならないと思いました。 認識したのは19年の年金記録問題がとりあげられたときです。	特別便や名寄せなど記録整備のもととなる作業、またそれに伴う記録整備を迅速かつ正確におこなうよう心がけました。 また記録照会により業務量が増える中で、委託業務がスムーズに行われ、業務処理量が増えるように見直しを行いました。 反省点は、 記録の管理はその時代にあったやり方で行われてきたのではないかと思いますが、近年PCや情報記憶媒体もとても進んできている中で、もっと早く旧台帳の映像化や社保への旧台帳送付、入力権限の開放を行っていればよかったのではないかと思います。 また年金の裁定時に期間申し立てをして記録を調査するというのは、遅いと思います。今回の特別便、定期便のように早いうちに統合がもれている期間などを調査しておいたほうが、記憶もあいまいにはならずよかったのではないかと思います。
10716	地方庁	その他(社会保険事務所)				
10717	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	紙台帳における記録の機械化	年金行政を根底からゆるがす由々しき問題。 新聞報道がなされたとき。	経験不足もあり具体的なアイデアは思い浮かばなかったので、上司・事務局の指示どおりに対応しました。 自分自身でもっと具体的に年金記録問題を解決できる方法を考えれなかったかと思います。
10718	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	一件ずつ丁寧に対応する。	年金の裁定請求時に記録を統合するのでここまで多くの年金記録が未統合だとは思わなかった。 年金記録問題が大々的に報道されるようになってから。	年金相談や期間照会など国民の皆様からの照会についてあらゆる可能性について確認をおこなっている。 基礎年金番号導入後の年金番号の統合処理がスムーズに進まなかったこと、国民の皆様についても年金制度についての関心が今よりは低かったこともあり、広報不足が大きな反省点と思わ
10719	地方庁	その他(社会保険事務所)			老後の年金を決める大事な問題だと思います。番号をいくつか持っている人がいることは、平成3年頃からしっていましたが、年金請求時に本人に記録の確認をし登録するので大丈夫だと思っていました。	再就職の時などの手帳の確認・職歴の確認等をもっと徹底して行うべきであったと思う。
10720	地方庁	その他(社会保険事務局)		更なる台帳との突合。		オンライン化の際に、年金記録収録をもっと丁寧に行うべきだったと思います。氏名登録にしても入力できればいいといった感じだったのでは。記録照会業務に携わっていると、なぜこんな入力が?というのがありました。
10721	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	今現在も取り組んでいるところではありますが、早急に記録の確認、統合作業をおこない、特に受給者の方には正しい年金を給付できるようにしなければならないと思います。ただかなり複雑なので、精通した人がやらないとなかなかはかどらないところがあります。	直接記録照会の業務をおこなっていなかったこともあり、正直あまり問題意識がありませんでした。問題の存在を知ったのは、世間で騒がれるようになってからです。	コンピューターもない時代だったので、記録を管理するのが難しい面はあったと思います。問題が起こるまでは、本人からの照会がないと特に記録を調べたりしなかったので、氏名と生年月日が一致するような本人と思われるような記録に関しては、こちら側から積極的にアプローチしなければならなかったとおもいます。昔のことはよくわかりませんが、仕事に対する職員の意識が低かったのではないかという気もします。
10722	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	[年金手帳]の有効利用が重要だと思います各自、基礎年金番号及び手帳を持っているはずなので、ただ単に番号・氏名・住所の記入だけでなく「国民年金の記録」「厚生年金の記録」の欄を有効に使い、国民年金加入時・厚生年金保険加入時・喪失時には必ず年金手帳を添付させ、本人の加入記録の印字(3号者がいる場合には3号者の年金手帳を添付させ期間の印字) 学生の場合には納付特例・免除等の印字ができるようにシステムを考える(1号者も同様)	紙台帳から機械化になったときに、すべての被保険者の記録が正しく入っているものと信じていました年金給付課にいた際に、裁定請求書の中で本人申出の職歴記入欄に印字以外の職歴の記入があるのを見て、社会保険事務所の記録として載っていない記録があることを知りました	記載されている記録が本人のものであるかを確認しました (記録が旧姓のままになっていました) 今までは国の機関でありながら、各市区町村の住基ネットワーク等の情報などが生かされていなかったと思います今後の情報社会において、各機関のネットワークの有効利用を考えるべきだと思います
10723	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知られていない問題は、現在はないと思います。	現在実施している記録照会を積み上げていく方法しかないと思います。 個人個人の年金記録なので、ご本人に確認していただくのが1番良いのですがご本人が覚えていない場合の対応を考えなければと思います。 氏名、生年月日、居住地、記録上の重複もなく検索しても1名だけのようなご本人の可能性が非常に高い場合の統合について判断が必要と思います。	電算化される前の古い記録が正しく残されていなかったため年金に対する信頼性を大きく損なうことになった。ご本人が掛けた年金は、当然に全て支給されるものである。そのことができていなかったのは大きな問題である。 7、8年前に電算記録とご本人の記録が相違していることがあり知った。	年金記録の照合作業には、業務最優先として取り組んでいる。 古い記録を電算化する際にすべての台帳を残しておきまた電算化する場合も二重、三重のチェック体制を整え処理すべきであったと思う。
10724	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	お客様から照会があったものについて、ひとつひとつ調査し、地道に取り組んでいくしかないのではないかと思う。	基礎年金番号に統合されていない記録が存在することは知っていたが、58歳通知の時点や裁定請求時に確認・統合すればよいものと認識していた。あれほど膨大な件数があることや受給者の方でも未統合になっている記録があることは、報道等で取り上げられた頃に初めて知った。	お客様から照会があったり、裁定するときには、記録漏れがないように確認を徹底するようにしている。 基礎年金番号を制定したときに、現在の特別便のような形式で全ての被保険者の方に情報提供
10725	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	回答までに時間がかかりすぎているので、人員を増やせばいいと思います。	最初は、宙に浮いている5000万件の問題とおもっていましたが、 それだけではなく、名簿のデータがきちんと反映されていないことが問題だと思います。 このような問題を知ったのは、平成19年頃です。	お客様の立場で照会を受け、厚生年金被保険者名簿を常に確認し、いろいろな手段を講じて探しています。 回答までに、時間がかかりすぎたこと。
10726	地方庁	その他(本庁)	ありません。	紙台帳とWM記録の突合。カセット記録の開放。年金記録問題専門の部門(ベテラン職員による)設立。	社会保険庁が国民からの信頼を損なった最大の問題であった。 報道される以前は、浮いた手番が多数あるのは感じていたが、5000万件という膨大な数が存在するとは想像していなかった。	昭和50年半、記録を紙台帳からWMの入力する際の入力ミスに対するチェック。基礎年金番号導入時の国民への周知が不徹底。 なお、ねんきん特別便に対する回答について、全国一律の回答様式やマニュアルを作成していただきたかった。 今回のねんきん特別便においてお客様が記入していただいた旧姓を保存できる機能をWMにつけていただきたかった。
10727	地方庁	その他(社会保険事務所)				
10728	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ございません。		若い時はよくわかりませんでした。年金専門官の頃から、不備な記録について問題があると思いました。	地方の一職員の意見が通るともおもいませんでしたし、特に提案することもありませんでした。
10729	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	方策は特に思い浮かびませんが、現在事務局で取り組んでいる記録照会について、記録問題に係る業務の知識が浅くても企員が記録を探す最大限の努力をして回答を行うことだと思います。	報道等で世間に知りわたるまでにこのような問題があったことは知りませんでした。 年金記録問題は、早期に解決しなければならない問題であることであると同時に、職員の業務の対応を再確認するきっかけとなったのかもしれないと思います。	現在いる部署は資格照会や適用などといった記録問題に直接たずさわるところではないため、専門知識は浅いですが、上司の命令を受け、記録照会に対する記録探しや本人探しを自分なりに懸命に取り組んでいます。 反省点しては、業務に対してやお客様に対しての意識改革だと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10730	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	相談に来られた方の話を丁寧に聞き取り、年金記録が本人の記憶と少しでも相違している場合は記録照会を受け付ける。受け付けた書類については漏れのないよう丁寧かつ迅速に調べる。 今も行っている当たり前のことですが、まずは上記のことをコツコツ行うことだと思います。	年金記録は、国民一人ひとりの将来や生活に影響する大切なことなので、少しでも早く解決しなければならない問題であると認識しています。 このような大きな問題であることは、ニューズ等で騒ぎが起こってからです。	同じ方が何度も相談に足を運ばなくていいように、細かいところまで丁寧に内容を聴き取るよう心がけていました。 年金受給の手続きの際には、こちらの所有する年金記録と本人の記憶が一致するかどうか、氏名検索をして疑わしい手番の記録がないかどうか確認する様になっていますが、今回の問題で、受給者にも関わらず新たな記録が発覚した方も多数いたということは、受給手続きの際ですらきちんと確認ができていなかったということだと思います。 基礎年金番号に統合されていない宙に浮いた記録が存在してしまっている以上は、相談に来られた際にその方の年金記録に漏れがないかどうか、今一度丁寧に確認しなければならないと思
10731	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在は退職された社会保険事務所の担当職員の方や、市町村年金担当者の方に、当時の事務処理の状況について聞き取りを行い、現在の職員がその状況について知識を持つこと、現在の事務処理においても、基礎年金番号の確認を徹底することだと思います。	年金記録問題については、新聞等で報道があってから初めて知りました。	事務作業上の入力漏れ、誤り等のミスは必ず発生することを念頭において、それをチェックできる仕組みが弱かった事、個人の記録管理に対する意識が現在よりも低かったことが反省点であると考えます。
10732	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	大幅なシステムの改善。年金制度の再構築。	マスコミが騒いだとき。 管理のずさんさと年金制度の問題。 マスコミが虚偽の報道をしすぎ。 本質を捉えた報道をすべき。	特別便の回答をがんばった。 組織として機能していなかったため、現場が混乱した。 今後、現場が混乱しないよう対応すべき。
10733	地方庁	その他(社会保険事務局)		今回のようなアンケートや個別相談を実施する事で、職員一人一人の年金記録問題についての認識を再確認するのは良いと思います。	将来の年金受給金額に関ってくる非常に重大な問題であると認識しています。	常に同僚、上司との話し合いの中で、社会人として取るべき行動を自分は実行してきました。 今回の年金記録問題の反省点は、社会人としてのモラルが欠如している職員がいた事だと思います。
10734	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	時間を決めて、問題を解決するのではなく、(確かに時間は大切かも知れませんが)一件づつゆっくり正確にかつ丁寧に解決していくのが、大事だと思います。	重要な問題と認識しています。 問題の存在を知ったのは、報道で知りました。	(時間は掛かるかも知れないが)一件ずつ正確にかつ丁寧に対応したいと考えました。 コンピューター(ウインドマシーン)導入後、古い紙台帳がなくなっているのが、一番の問題点なのではないでしょうか。
10735	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	できるだけ速やかな対応が必要と考える。 時間をかけてしなければならないところもあると思う。	日々の記録の積み上げの上に成り立っている。	70年近い年月を短期間で修正するのは、困難なところがあるのではないか。
10736	地方庁	その他(社会保険事務局)		宙に浮いた年金がいつもなくなるまでというのは極めて難しいと思われます。特に亡くなっている人であれば、なおさら確認が困難だからです。だからといって、そのままにもしておけないと思いますが、今後そういった記録を出さないためにも、今年から始まった定期便は、かなり意義あるものだと思います。職員ばかりでなく、個人でも年金に関心をもってもらうことが大切ではないかと思います。	宙に浮いた年金が存在するということは、保険料を納めていたにもかかわらず、それが年金額に反映されず残っているということなので、大げさに言うと詐欺と同じようなことをしているという認識です。また、年金記録問題を知ったのは、テレビや新聞で報道されるようになった頃です。	特別便を送付した時の被保険者や受給者の反応は、すさまじいものがありました。私は、窓口貼り付けではありませんでしたが、事務所全体での対応ということで借り出され、交代で窓口に出たり、旧台帳の関係で受給者に電話をかけ、確認をとったりしました。宙に浮いた年金がいつもなくなればいいという気持ち、また年金で暮らしている受給者にとっては生活に関わってくることなので、他人ごとではなく、その人の気持ちになって対応するよう努めました。そういった記録がたくさん存在するということは、報道されているように、管理がずさんだったと言われても仕方ないことだと思います。
10737	地方庁	その他(社会保険事務所)		紙台帳との突合	国民の生活にかかわる重要な問題で、マスコミ等に取り上げられるようになってから知りました。	年金記録の調査等は、調査依頼書の立場にたって調査を行っていました。
10738	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じておりません。	現在、かなり記録判明が進んでいると思われますが、現有人員では相当の時間を要すると思われます。 この問題を別個に切り離して、専属で処理を進める官署を設置するべきであると考えます。 ただ、乱暴に記録統合を行う事はあってはならないと思います。	期間調査の業務が存在していることは事実ですし、一部に記録漏れがあるのは承知しておりましたが、年金請求時に統合を行い、記録の漏れを防止していたと認識しております。 しかし、平成19年6月頃マスコミ等に記録の漏れが取り上げられてから、この問題の大きさを認識しました。	被保険者、受給者の皆様から、記録確認の申し出があったときは、ご本人の不利益にならないよう慎重に確認しております。 この問題については、過去に年金制度が分かれていた経緯や、機械化になる前の手作業処理があげられると思いますが、年金記録というものに社会保険事務所、事業所、被保険者本人に意識、関心の低さがあったのではないでしょうか。 近年年金教育にも力を入れておりますが、国民全体に年金制度について感心を持ってもらう必要があると思います。 当然事務処理の正確さは言うまでもありません。
10739	地方庁	地方社会保険事務局・課長補佐・係長級以上		現在、記録の確認作業を行っている人員は不足していると思われます 来訪者の対応を含め十分な人員体制を図るべきだと考えます。 また、対応する職員は最近採用された職員ではなく、長年社会保険で経験を踏んだ職員を当てるべきで、民間からの採用者の方での対応ではトラブルの原因が増すのではないかが危惧され	年金記録の収録について、以前より(昭和52年頃)誤りがあることは認識していたが、この問題がクローズアップされれ、これほど多くの誤りがあるとは大きな問題であると再認識した。	どの時点で誤った記録を収録されたのかも今後の運営に重要であるが、先ず誤った記録を訂正することが最優先で対応すべきことであると考えました。 本庁・地方庁共に記録収録について簡単に考えすぎていたのではないかと思われます。
10740	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ねんきん特別便にかぎって言えば、職員間の意識の差を解消しないことにはどのような対策をたてても解決しないのではないかと思います。 徹底してこの記録問題の深刻さや重大さを説いていくべきだと思います。	平成18年6月頃新聞報道で初めて知りました。当時期間照会を担当しており、書類の受付件数が十数倍に増え、問題の深刻さを身を持って感じたため、社会保険庁としての最優先課題と認識していました。	ねんきん特別便にかぎって言えば、ねんきん特別便処理担当として、通常業務からははずれ特別便処理だけに専念していました。また窓口業務も率先して対応していました。 直接担当者として特別便処理をしていて感じたのですが、担当者以外は通常業務の合間に特別便業務に携わるため問題意識が低く、手伝っているという感覚しかなかったのではないかと思います。記録問題をひとごとのように考えている職員も多数存在していました。その職員間の温度差を解消できなかったことが最大の反省点ではないかと思います。
10741	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	人員を増やすのが、第一と考えます。	解決に大変な困難が伴うと認識しました。 この問題が存在すると知ったのは、平成19年2月頃でした。	お客様の相談を受ける際には、極力、お客様の立場に立って、懇切、丁寧にかつ迅速に対応するよう心がけました。 また、家族や親族からも、一般の被保険者・受給者として記録問題についてどのように考えているのか聞いたり、ねんきん特別便の内容についての感想を聞き、現場での対応に生かそうとしました。 この問題については、以前からの役所意識、また被保険者・受給者からの申請を受けて初めて
10742	地方庁	その他(社会保険事務所)	今現在で具体的な問題として認識しているものはないです。		平成20年1月より採用されたため、採用前に報道などで知った	ねんきん特別便が送られる以前よりそれに類似するようなものを発送するなどして、加入者に自身の記録を確認してもらうようすべきだったと思う。
10743	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
10744	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	わかりません		
10745	地方庁	社会保険事務所課長級以上	昭和58～60年に実施した、紙台帳を画像化したとき、紙台帳に貼付していたメモ紙を含め重要な届書等が1枚も画像化されていない。それどころか、全部処分されている。そのまま紙台帳を保存していればよかったと悔やまれる。 この画像化については、当時、反対する職員が相当数いたと記憶している。結局、予算の都合でということで押し切られた。	年金記録問題が大きな問題となっている以上、現業と同時に年金記録問題業務を続けることは困難な状況である。年金記録問題は平常業務と切り離して対応すべきであると切望いたします。 私は国民年金課ですが、正規職員3人の中、1．5人で国民年金年金記録の回答をしているため、本来の業務である収納対策がどうしてもおろそかになっています。また、年金記録問題のほうも、途中で電話や相談がはいってくるため、効率性が悪くなるという悪循環です。日本年金機構になれば、この問題は解決するのかも不透明な状況です。 現業、窓口体制、年金記録問題対応について、各係、係員の役割分担を再度、見直し体制作りをすることが急務と考えます。 年金記録問題の中で、厚生年金については、職歴確認、回答書の作成等、非職員でも可能であり、人を多くすれば問題解決できると思います。しかし、国民年金については、保険料を納めていたかどうかの確認や当時の法律や旧台帳の見方等々、国民年金業務の経験がある職員でないと回答は難しいと思います。したがって、多めの職員配置が必要と考えます。 また、一般国民の方々は、ねんきん特別便の回答書の書き方で、もれが「ある」「ない」を誤解されている方、また、質問の意味がわからない方が多いと思います。悩んで悩んでそのままという方々もいらっしゃると推測します。 もれが「ある」と回答される方で未納期間や未加入期間があるので、単に「ある」と回答されている方も非常に多いようです。 この問題の解決を早めるためには、市町村と協力して公民館等に集合してもらって回答書を受け付けるようなことができたらいいと考えます。今はやっていない集合徴収のような感じです。	マスコミ報道があってから、この問題を詳しく知りました。機械化(切替)処理がずさんであると認識しました。また、年金手帳の重複処理が出来てない件数にビックリしました。当時、年金手帳は一人一冊と広報していたことがむなしく感じられます。	厚生年金番号の重複処理をこまめにするべきだった。 国民年金納付状況・厚生年金加入状況について、定期的にご本人に通知すべきだった。 年金手帳の中の「記録欄」を市区町村及び事業所、または、社会保険事務所が確実に記入し、管理すべきだった。 年金手帳を大切なものとして扱えるように工夫できなかったこと。 オンライン切替え時に予算を多少多めに使っても正確に切替えるべきだった。 以上が反省点です。
10746	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	特になし	ニュース等で報道されるようになった後で働き始めましたので、問題として知ったのは、世間一般と同じです。	
10747	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	期間照会等に対し、迅速な回答をする体制を作る。	社会保険事務所(窓口)・社会保険庁(記録管理)が、加入記録について安易に取り扱ってきた結果であり、自分自身反省し早期に解決しなければならない問題と思う。 平成19年頃。	特別便、記録調査等について、滞留分の早期解消を図った。 急激に照会等が増えたことにより、回答に追われ続けている。
10748	地方庁	社会保険事務所長	脱手の支給に関する事項	資料の保管期間切れの中、申請者と支給先が特定できるかがポイント	①制度そのものによる問題、管理を含めた組織の問題、被保険者への周知不徹底による被保険者自身の理解不足、事業主責任の問題と認識しています。 ②平成20年4月以降(以前は組織的問題と考えていた)	①現時点で出来るベストな対応策は何か、原因は何かを考え取組んでいる ②現在取り上げられている問題に対して、組織として、業務処理として、日常の対応として、防衛策が取られていなかった事が最大の反省点だと考えます。またその後の特別便他の取組みにしても、計画性が無く混乱を招き、お客様を第一に考えた対応とは言いがたい。
10749	本庁	その他(本庁)			報道により年金記録問題を知った。 社会保険庁の仕事にはまだ携わっていなかったが、親などの身近な問題として捉えていた。また、こんなにも多くの受給者が自分の受けるべき年金を受けれていなかったことに驚いた。	年金業務に携わるようになり、年金制度の複雑さ改めてを知った。 その中で、年金記録問題は、国・社会保険庁・事業所・そして国民一人ひとりの「意識の低さ」、「知識の低さ」の問題が大きかったのではと感じている。
10750	地方庁	社会保険事務所課長級以上	現在の問題以外には承知していない。	地道に、一人ひとりの記録を調査し、適正な処理を実施していくより方法は無いと思っている。 ただ、照会文書等を送付しても、無関心、無理解な方々もいらっしゃることを思えば、100%問題解決は非常に困難と思われる。	相当以前から、記録漏れやマイクロとの不突合は確認していた。	旧台帳記録やカセットに収録されている記録のオンライン化等を事務局を通じて要望していたが、費用対効果の観点から却下されてきた。 記録の相違等についても、問題提起してきたが、根本的な解決策がとられてこなかった。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10751	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	早期解決のため、人員の確保(増員)が必要と思います。	最優先で解決すべき問題と認識しています。	通常業務を効率的に行い、できるだけ時間を作って記録の調査・確認等、年金記録問題に取り組んでいます。
10752	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	加入時の基礎年金番号を必ず事業主、社労士がきちんと確認し届出をするように届出方法の見直しをし、二重に基礎年金番号を交付しない。どうしても確認が出来ない時には「確認書」として本人より以前の住所、職歴を詳しく記入させ、本人にも意識確認をさせ自身の加入管理をきちんとさせること。	17年頃適用業務につき、大企業をもつ管轄社会保険事務所では、基礎年金番号未記入の事業所が多いこと、それに伴い確認のための通知を本人へ送付しても年金は自分には無関係と回答が得られない事が多く年金請求時に「わからない、知らない」等自分のことを苦い出す方が増えることだろうとおもいました。	以前は取得届の際に、基礎年金番号未記入のときは以前の住所や職歴を電話にて確認し、極力本人への文書送付をしないようにしました。現在は本来の職員数減により全てを事前確認は不可能により、本人に確認のお知らせをだして通常処理を優先しているところです。事業所や社労士へのきちんとした届出をするように文書送付すべきだと思います。
10753	地方庁	社会保険事務所課長級以上	現在マスコミ等で知られている問題以外は、判りません。		全国的に問題が湧き出てきてはじめて知りました。	全ての問題について過去を見たとき、本来我々がしなくてはならないことは、全て法律、通牒等に載っているということだと考えるようになりました。 他人の説とか、経験とか、又ある種の常識とかは、本来参考意見であり、少しでも疑わしいことと思えるなら、法律、通牒集等に戻り徹底的に掘り下げ、皆と議論をし、又時には上組織にそれを基に相談等をしていく姿勢が最重要だと今は反省しております。
10754	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ない。		危機的問題、もしくは、取り返しのつかない問題と思います。 年金記録問題については、早期に解決しなければならないと思っております。 年金の記録問題を真剣に考え始めたのは、正にこの問題対応が始まったころからであり、それまでは、適正に管理されているものと思っておりました。	可能な限り、本人の記録確認を進め、一人でも多く、本来の年金受給に結びつけなくてはならないと考え、記録相談があったときは、話をよく聞き、対応している。 現時点で、年金記録がここまで正確ではないとは思わなかった。将来の年金給付のもとになる記録です。これは、社会保険庁だけではなく、政府として対応が十分ではなかったと思います。記録管理のシステムのみならず、事業所や被保険者への周知徹底が十分されていないことや、そもそも多くの被保険者の年金記録をこれまでの職員数で運営できたのかという疑問もあります。 年金記録は、老後の生活を支えるべきものであり、一人ひとりが加入し保険料を納めてきたものであるにもかかわらず、会社の都合で加入していなかったり、加入期間が事実と異なったり、制度発足当初から、会社の事務手続きなどについて、十分に監督できる国の機関として、組織を創設すべきであったとも思います。
10755	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金実務の事務処理方法、年金記録の管理方法、処理上のミスなどが要因となり生じた問題であり、一部の職員の方の職務意識も問われる問題かもしれませんが、事務処理方法や利用者への周知方法の改善により事態の悪化を防げたとも思われる問題であると認識しています。 利用者の立場では将来への不安や社会保険制度への不信感が生じる問題であると認識しています。	相手の意図していることを汲み取れるよう丁寧な用件の聞き取りを行い、すみやかな対応ができるよう業務知識の習得を心がけ、用件に応じた適切な対応をしようと努めています。 日常の事務処理の積み重ねが年金記録となるので、共通した事務処理方法や記録管理方法の徹底が今後の記録問題改善のため必要であると考えます。
10756	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に無いと思います。	過去記録の正常化に向けての取り組みを現在行って いますので、これからも続けると伴に、これからの記 録の取扱や報酬の変更等その都度本人へ知らせる対策 が必要と思います。 年金手帳だけでなく、お薬手帳のように、その都度報 酬をお知らせするシールを交付等が有効ではないかと考えます。	年金問題については、報道で公になってから、問題があることを認識しました。	被保険者中に、本人の手に記録が渡るシステムが無かった ことが、一番の問題であり、反省すべき点と考えます。 リアルタイムで本人に報酬等のお知らせをする対策が必要 と思います。 年金問題に関しては、沢山のお客様が事務所にお越しにな りましたので、一つ一つ記録を本人様と確認していくことしかないと 感じましたので、窓口での対応に勤めました。
10757	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	早期問題解決には専門的な知識がある職員が多く必要。	報道で、いわゆる「宙に浮いた年金」といわれる未統合の手番が、大量にあると聞いて本当に驚いた。 平成19年ごろです。	ねんきん特別便の送付が始まって、お客様と対応するときに、 用紙の記入方法がわかりにくい点など、もっと現場の声を聞いた上で 社会保険庁としての統一した対応をとるべきだった。 早期解決に心がけたい。
10758	地方庁	その他(社会保険事務所)				記録問題に限ったことではありませんが、現場に情報がこなさすぎ(遅い) 先にマスコミに情報が出たり、 このアンケートもそれによって解決策が見つかるとは考えられない。
10759	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録に関する問い合わせに関して、対応する人間が世間で知られている以上に、不足している。	人員の増強。 今いる職員のスキルの向上を目指しての研修。	基番と手番との未統合、記録の確認できない番号の不在。 本年10月より謝金職員として採用さて、そのときから認識した。	現時点での私の知識では、本質的な解決に尽力するには、時間も経験も不足しているので、一日でもはやくまっとうな知識を有するように自己研鑽に努める。
10760	地方庁	その他(社会保険事務所)	1. カセットオープンされていない持ち主不明の厚生年金手帳の存在 2. オンライン化前に社会保険業務センターで裁定された年金にかかる不備 (具体的には健保厚年の被保険者記録照会回答票(資格画面)に整備表示があるものを指す) 3. 厚生年金手帳記号番号を付番されていない記録の存在 (被保険者台帳(名簿)はあるが、オンライン上収録されていないもの)	1. については、すべてカセットオープンし、オンライン記録と突合後、該当者にお知らせする。 (名寄せと同じ方法)すべての記録について該当者を探し、記録を取り戻すという政府の方針であれば、すべて行うべきである。(未統合案件は増加するが、国の責任として行うのが、当然) 2. については、ご本人もしくはご遺族あてに履歴が正しいかどうか確認していただくため、再度「ねんきん特時便」を送付するとともに、社会保険業務センターに保管されている裁定情報(記録管理部ではB票という)を磁気媒体より抽出し、標準報酬月額などが相違ないか被保険者台帳(名簿)と全件突合を行い、相違がある場合は、訂正し本人あて通知する。本人等から「臨時便」が戻ってきた際は、記入いただいた勤務先をもとに被保険者台帳(名簿)と期間が相違ないかどうか調査し、相違があれば訂正し本人あて通知する。 3. については、すべての記録を厚生年金手帳記号番号に付番・収録し、1と同様に該当者へお知らせする。 すべての案件においてマンパワーおよび職員のレベルアップが必要となるため、それを踏まえ事業計画を行うことが重要。	年金記録問題に関しては、入庁時(業務センター記録課に配属)より懸念を抱いており、平成9年1月1日に基礎年金番号制度が導入されましたが、この問題は今後も社会保険庁の重要課題になると確信しておりました。	上記の問題は、下級職員ひとりでは解決できるはずもなく、特段上司等に相談するなどの対応はしていないが、窓口等では必ず氏名検索や職歴確認を行うよう心掛けた。(この問題は、社会保険庁全職員暗黙の了解だったと思われるが・・・) 反省点としては、3階構造が一番の原因。現場を知らないキャリア及び本庁職員・業務センター職員、楽をしようとする地方庁職員すべてに責任があると思う。当然その中の私自身もですが。 これからはひとりの知識に頼らず、すべての職員がレベルアップを図れるよう情報を共有していくべきだと思います。
10761	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
10762	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。今、膿は出し切ったと思っています。また、隠すことなく出し切ってほしいと思います。		マスコミ報道でこんなにひどいのかと、知りました。	この問題を契機に、国民自身に年金記録に対する意識があがったと思われるので、今後は、正しく正確に記録を管理し、情報を提供し、お支払いすることをモットーにやっていきたい。年金記録は国のものではなく、国民のものだという意識をしっかり持ち、管理「させていただいている」という立場で、しっかりやっていかねばならないと思う。
10763	本庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金記録問題の解決にむけ、専任で取り組める組織体制が必要と思います。	年金記録問題は年金制度の不信をまねいた重大な問題と認識しています。基礎年金番号に統合されていない、年金手帳の記号番号があることは、私が入庁したときから知っていました。年金記録の改竄については、報道によって初めて知りました。	年金の受給申請をする際、本人の記録と思われる基礎年金番号に統合されていない、年金手帳の記号番号があったとしても、本人からの申し出がない限り、窓口でそのことを告げなかったこと。
10764	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	今後、このような問題が発生しないよう届出時のチェックの徹底。	手番がわかっている場合は、年金裁定までに統合処理をすればいいのではという認識はありました。平成10年頃。	届出時に記録確認の際に加入期間に空白がある場合は、氏名索引等にて確認のうえ処理を行うこと。
10765	地方庁	その他(社会保険事務局)	知らない	期間照会業務をきっちりと行うしかない	期間照会業務は随分以前から携わっていた。年金手帳番号を重複取消したり基礎年金番号登録して、一つの番号にしていくには年金受給時の職歴確認しかないと思っていた。	期間照会の回答で記録を見つけたとき、申請者の方から随分感謝をされた。今でも随分と念入りに記録調査を行っている。特別便や定期便をもう少し段階的にゆるやかに発送すべであったと思います。確かに大きな問題であり、早急に解決しないといけないのはわかりますが、現場が対応しきれない状態となったことも事実です。
10766	地方庁	その他(社会保険事務所)	社会保険事務所で働き始めてまだ日が浅いのでよくわかりません	年金記録担当の人員を増やす	本来年金を受けるべき権利がありながら加入した記憶、記録が見つからないのは人の生活・人生を左右しかねない問題だと認識していました	特別便記録、氏名検索(旧姓を必ず確認)は必ず行うようにしていますが、特別便の相談はしていないので将来は特別便の相談もやってお客様の年金記録をできる限り探し出せるようにしていきたいと思います
10767	地方庁	その他(社会保険事務所)	公表・報道されている以外の問題は存じません。	給与明細や領収書など証拠となるような書類を保管している方はほとんどいらっしゃらないため、まずは社会保険庁、市区町村役場で保管している被保険者名簿等の書類とオンライン記録の突合作業をなるべく早急に行い、その結果を皆様へお知らせする必要があると思います。	手帳記号番号の基礎年金番号への登録処理については、現役世代の方が年金請求手続きを行うまでに済ませればあまり問題ないと思っていました。 また、今回この問題となるまでは、オンライン記録は間違いのないものと信じておりました。	国民年金担当課に所属していたときは、各種届出書を処理する際、もしくは窓口や電話等で照会があったときなど、加入記録で他に手帳記号番号の存在が疑われるようなケースでは、その有無を確認し登録処理に結びつけるよう心がけておりました。相手からアプローチがあった場合に担当者が個別に対応していけばいつかは解決するものと思っておりましたが、全体の総数についての問題意識が足りなかったと反省しております。マイクロフィルムの原票も管轄地域のものしかみることができなかったこともあり、できる範囲での対応に終始しておりました。
10768	本庁	その他(社会保険事務局)			社会保険事務局に勤務し始める前から、年金記録問題の存在に関しては、世間でも大きな話題になっていることを知ってはいました。 しかし、大変なことだと認識していただけで、在職する前までは具体的な内容の認識はしておりませんでした。 現在WMを扱うようになってから、年金記録もれとはこういう状態なのかな等と少しずつ認識していくようになりました。	仕事をしていく中で、まだまだ認識不足だと日々感じています。 WMを扱い始めるようになって聞もない私にとっては、問題もさることながら、まずは年金制度の具体的な知識を吸収することも重要です。 年金問題に今後もより意識して、知識を吸収すると同時に、今後も様々な問題に対して理解をしていくように努めていかなくてはならないと思っております。
10769	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	数十年前の記録に対して、お客様に思い出してもらって、すべてに対して統合ができるというのは正直難しいと思う。一定で線引きをし、一時金等の救済が必要かな思います。	正直、率直に大変な問題だと思ったのは在籍して1年ほどたったぐらいからで、そのときは基礎年金番号は導入されておらず、年金請求をした時に記録の確認を当然しますが、それが本当に適当な状態だったと思います。調査も不十分だったと思います。	記録の調査の担当も過去しましたが、以前は名簿が各社会保険事務所にあったため、期間を調査する際にはお客様の記憶もあいまいだったのは当然のことだと思い、自分としては思いついた会社名や幅広い調査をしたつもりでいました。厚生年金国民年金それぞれ別々だったのも問題だと思います。また、自分の記録さえも簡単にみれなかったというシステムにも大きな問題があったと思います。そうした中、ただ平凡に業務をおこなっていた自分に対しても反省すべきところだと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10770	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	年金「未統合記録」問題の解決に向けて、次の6つが大切だと考えています。 ①特別便(未回収分)の早期回収 各市町村が保有する住基ネット、その他各種確認資料の活用を図る方法が効率的と思われます。その理由は、キメ細かく且つ確実に実行が可能であり、すでに施行している一部の自治体で実際に効果が現れているからです。現在のところ施行は強制ではありませんが、早期解決を優先させるためには、ある程度強く協力を依頼することも必要と思われます。全国の自治体が一斉に動くことによる、横の連携による相乗効果も期待できると思います。 ②人海戦術 他部局からの応援など、必要な人・物を集中して投入することが必要です。 ③ルールを設定し、ある程度一律に認めてゆくやり方 スピードを優先させるためには、新政権で検討中の段階的に解決してゆくやり方も現実的な方法だと思います。 ④職員の意識改革 民間時代はお客様に納得・満足してもらうことは当然で、共感を得るところまでやっているかどうかが問われていました。業務内容にもよりますが、こういう感覚が必要と思います。また職員の意識付けのためには、今回のようなアンケートも有効と思われます。 ⑤内部管理体制の構築 社内でチェックする仕組み作りが必要です ⑤社内の横の連携強化 縦割りによる弊害を排除することも必要です。	平成20年3月から勤務していますので、年金記録問題の存在を知ってから入所しています。入所前から、あってはならない残念なことであり、国家的プロジェクトとして早急に解決しなければならない問題だとよく理解しています	A 平成20年3月から勤務しています。民間から転職し、次の4点について違和感を感じました。 ①マニュアルが1本化されていない。 ②ご相談者をお待たせさせている時間が長い。 ③事務連絡の方法にメールを活用していない(電話やFAXが主流となっている)。 ④仕事の進め方が「縦割り」 年金記録問題の要因はたくさんあると思います。しかし上記のような事柄も年金記録問題発生に影響を及ぼしているところがあるのではなかろうかと思っています。 B 現在の残念な結果を考えますと、全ての事務処理について慎重かつ確実なチェック対策がとられるべきであったと思います。とはいうものの、お客様に対応する現場はお客様からの信頼回復のために、先に進んでゆかなければなりません。信頼回復のためには、まず、お客様に安心感をもっていただくことが大切だと思っています。私個人としては、通常のお問い合わせは勿論、苦情のお電話に対しても一つ一つ丁寧に誠実に対応することの積み重ねを心掛けています。まだまだ厳しい声を直接受けることもありますが、失った信頼を回復してゆくためには過去の反省を繰り返さない事務処理の管理体制と職員一人一人の意識改革が大切だと考えます。
10771	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	人の数を増やすこと、この事に尽きると思います。	特別に意識はしていませんでした。報道が始まった頃です。	いろいろ考える余裕などなく、毎日毎日お客様の対応に追われ、一件一件片付けるしかないと考えて仕事をしていました。
10772	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	問題が大きすぎるので一気の解決は難しい。 定期便を利用して申し立て者から解決していく。 マイクロが見つかったとしても、記録では名前が無かったり、事業所名がわからなかったりするので、カセット記録をすべていれて事業所名もすべて表記されるようにする。	平成8年に年金給付課に在籍していた時、裁定請求者の記録と思われる手番がみつかって本人に確認するも記憶無しで統合できないことがあった。 一人に対していくつもの番号を発行しているし、制度ごとに番号が発行されていたので、本人すべての記録があるのか疑問におもっていた。	本人が記憶無い記録がみつかった時は、職種等を伝えて思い出してもらう対応した。 また、本人の申し立てに対して、氏名検索、同僚からの検索等記録に結びつけるようあらゆる検索をした。 基礎年金番号導入時にもっと周知ができて、記録が統合できていればと思う。
10773	地方庁	その他(社会保険事務所)	回答票が届いたという方からの問い合わせをたくさん受けましたが、第三者委員会への申し立てを説明する前に、念のため記録を確認したところ、すぐに判明した例がいくつかありました。 「お名前が見当たりませんでした」という回答を出していながら、お名前が見つかるのです。 どういう調査をしているのか不安になりました。 「見当たりませんでした」の回答で、あきらめてしまった方でも、もしかしたら、 記録があるのでは、ひとごとなので、真剣に調査してないのでないか、通りいっぺんの調査で終わっているのではないかと、疑問を持ったことがあります。	再確認、チェックが必要と思います。 また、アルバイトや派遣の人にまかせるのであれば、その重要性をアピールしたり、教育が必要だと思います。	新聞などで、話題になりましたし、入所する前から関心はありました。 ひとごととは、思えませんので。 本当に、記録が見つからない方はお気の毒だと思っています。 死活問題ですから、最善を尽くして調査するべきだと思っています。	親身になって、誠意を持って対応するのみです。 今でも、日々の仕事の中でも、ミスが発生しています。 人員不足で、手がまわらないということも理由のひとつにあげられると思います。 もっと、経験のある職員をふやすべきだと思います。 派遣や相談員の立場の人を増やしてもあまり、解決にはならないのではないでしょうか。 人件費の削減にはなるでしょうが、それで、仕事に支障をきたすようでは意味がないと思います。
10774	本庁	その他(本庁)	ありません。	集中的に資源を投下し作業をすすめる。	ここまで広がりなある問題という認識はなかった。	個別的な対応にとどまった。
10775	地方庁	その他(社会保険事務局)			不信感をもたれても仕方がないほど、大変な問題。 年金記録問題が多発した時期に知った。	出来る限り、多方面から記録調査出来るよう、聞き取り等行おうとした。
10776	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	可能な限り一つひとつつぶしていくしかないと思います。 できるものはデーターベース化し、市区町村の協力も得るなどして、できるものは通知していく。 生年月日等から死亡している可能性が高い記録はその概要等を公表して、それ以上のことは無理であることについて理解を得るようにする。 年金受給者のうち手帳番号を登録することにより年金額が減額となる者については、特例法を作って減額にならないようにする。 以上のような取り組みを実施した後、その結果も公表し理解を得るようにする。	従来の記録管理が手作業であったことによる処理誤りや、基礎年金番号を実施するまでは厚生年金保険等と国民年金の記録が別々であったことによる空白期間が生じるであろうといった認識はあったと思います。 しかしながら、このような大問題になるといった認識はなかったので、反省しています。	初めは、業務に従事していた者の立場から加入していたはずがないのに「加入していたかもしれない」とかどう考えても納付していたはずがないのに「納付していたかもしれない」といったものや「行政の怠慢で加入できたのに加入できなかった」といった申出等にかつカしていました。 しかしながら、私たちがそういった未納・未加入者を作らないように最善を尽くしてきたかといえば、少しは後ろめたいところはあります。 強制加入が原則であるのに、結果的に任意加入になっているような現状があると思います。 年金に加入しなかったり、納付しなかったりする考え方は、まだまだ存在すると思いますので、懇切丁寧な説明等から始めて、未納・未加入者を作らないようにする粘り強い業務運営が大切であると考えます。 また、事務処理誤りはゼロにすることは必須であると考えます。
10777	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	今回の年金記録問題については、地道に1件ごとの記録を確認していくことが重要と考えます。	採用時に、年金記録をコンピューター管理しているので間違いはないと説明をうけていたので、このような大きな問題がおこるとは思っていませんでした。	記録回復および信頼の回復にむけて、真摯に対応しようと心がけた。 大量の記録をコンピューターに移していく際や年金番号払い出しの時点の事務処理過程で、確認作業不足があったのではないかと思います。
10778	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	一度に全ては、無理なことなので、すぐに出来るものから、解決し、難問については、複数の知恵を出し合いながら、解決する。空回りしないように、こつこつしていく事も重要ではないかと思う。	紙台帳からWMマシーンに移行する時点その時に年金記録問題が起こることが判っていたのではないかと疑問に思う。もっと早く解決していたら消える記録もなかったし、記録問題もなかったと思う。	電話・窓口対応で記録が判明となる情報をどんなことでも聞き取ることにより、判明する・しないにかかわらず、納得して頂けることを常に心がけて応対しました。かなりの知識が必要であり、なかなか解決が難しい問題であり知識不足であった。
10779	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません	迅速な解決	国民的問題報道で	誠実・迅速人員総動員で早い解決をすべきだった
10780	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。		紙台帳で管理していた頃の古い記録に不備が多く、本人記録がどうかの確認が困難なケースが見受けたれた。 (平成11年頃適用課で厚生年金の記録照会の業務をして知った。)	一人の被保険者の記録は一つの番号で管理するよう、あらゆる機会を利用して、記録の統合処理に努めた。 個人の記録を何十年もの間管理する必要があるため、最初から一つの番号で管理するよう徹底すべきだったと思う。
10781	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に分かりません	現在調査を依頼されているものについては引き続き作業を進めるスピードアップを図ればよいと思いますが、どなたのものかが判別できない年金記録については、これまでの特別便や来訪いただいて調査している対象記録以外のものが多数あるものと思われます。 これらについては、可能であれば、国民年金厚生年金の区別、地域、期間のみを記した未解決記録として社会保険庁hpなどにより一定期間公表して、国民のみなさまに周知して、覚えのある方からのご連絡をいただき突合のうえ処理していくことが望ましいと思います。	年金記録問題は、記録管理において初動ミスがあったと言わざるを得ないと思います。特に厚生年金の記録管理において、フリガナ、住所の把握がなされなかったことと、報酬等の申請において、本人の自署のない事業主からだけの申請様式であったことが、記録を空洞化してしまったと思います。 また、平成9年1月からの基礎年金制度創設時に、国民年金の加入処理(3号含む)の際に、申請された年金番号で入力処理ができず、確認すると、他に複数の年金番号を所有しているケースが多々あり、このようなものが現在の年金記録に関係していると思われます。	1件1件一人一人の相談調査等において、できる精一杯の誠意を尽くして、記録の探索・補正処理等の対応を行っています。 反省点については、ほぼ(8)のとおりですが、国民の老後の大切な社会保障として年金の管理を政府を上げて適切に行ってこなかったことと、現場の全職員に正しい認識が不足していたと思います。
10782	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	被保険者の届出を待つのでなく、記録の確認に向けて、こちらから積極的な 働きかけが必要であると思います。	在職5年目ごろに、年金の記録に不備があることを知りました。 問題意識を持ったのは、マスコミで大きく取り上げられるようになってからです。 老齢年金裁定時に、個人の記録にもれが起こることが、大きな問題であると 思いました。	同一人の記録と思われる厚生年金記録については、照会し統合するようよびかけました。基礎年金番号導入後は、基礎年金番号について詳細に確認を とりました。 記録の不備を認識しながら、老齢年金裁定時に確認を先送りしてしまった組織の体質が、問題の元凶であったとおもいます。
10783	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	現在明らかになっている問題の対策を、今後も継続して講じていくべきと考えます。		
10784	地方庁	その他(社会保険事務所)	事業主の責任についてあまり触れられていない	罰則をちゃんと執行する体制を整える	システム及び制度の不便さ 制度周知の不備 勤務して1年くらい	なるだけ話をする際、余談を前置きしてからその点も話す
10785	地方庁	その他(社会保険事務所)				
10786	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	直接、記録担当部署にいたことはなく、公表されている以外にはわかりません。	今となっては、地道に調査を進めていくしかないと思います。 ただ、記録訂正に関する業務に他部署から人員を集めることで、他の本来業務が滞り、受給者の方々にご迷惑をおかけしないように、年金業務全体をみて、業務のバランス・優先順位を考え、適切に人員配置することが必要と考えます。	記録漏れについて 基礎年金番号に統合されていない手帳番号が多数あることは、平成9年の基礎年金番号制度発足時からうすうす感じてはいましたが、そもそも制度別で管理されていたものなので当初はやむをえないし、当時は記録担当部署にて、調査等を行い順次統合していると思っていました。 また、仮に統合されていない場合においても、年金請求時において、ご本人が加入記録をきちんと申し出されることで、記録統合された年金が決定されるため、大きな問題にはならないものと考えていました。 手管理(台帳)のままの記録があることは認識していませんでした。 標準報酬月額等の問題について 適用関係の業務にかかわったことがないため、適切に行われているものと認識していました。 H19.6以降、記録の問題が取り上げられるようになり、被保険者はともかく、受給者の記録漏れ等が、これほど多数あることをあらためて認識しました。 標準報酬月額の改ざん等については、マスコミで問題にされてから、初めて知りました。	記録に関する照会について対応する際には、コンピューターに収録された記録以外にも台帳等に記録がある場合や記録の収録誤り等もあることをよく頭に入れたうえで、対応するよう心がけました。 ただし、、申出された記録について、制度発足前の期間について納めたといっていたり、加入期間や勤め先に関するご本人の記憶があいまいであるケースも多くあります。 記録調査に関しては、最終的にご本人に確認していただくことが必須であることから、以前より国民の皆様の年金に関する意識を高める努力が必要であったと考えられます。(奇しくも今回のことで意識は高まったこととは思いますが・・・)
10787	地方庁	その他(社会保険事務所)		検索システムの改善や対応人数を増やす以外にないと思われる。	昭和62年ころ、紙台帳からコンピュータ化になったとき、整備されていない記録(資格取得もれ等)があり、一覧表で補正した記憶がある。	昔は、手管理で記録管理をしていたので、一定やむを得ないが、もう少ししっかりと、認識をもって記録管理をしておけばよかったと思われる。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10788	本庁	地方社会保険事務局課長級以上		時間がかかるがきちんと調査し整備するべき。 あまりに早急にしすぎると後々また間違いが起こるようなきがします。何十年とかけるわけにはいかないが、もう数年程度、人員を確保し特別対応等をすべきと考える。	直接ねんきん関係に触れる部署(省だったため)でなかったこともあり、当初はこれほど大きな問題になるとは考えていなかったと思う。 平成17年か18年頃。	特に個人としての対応はできなかったと思う。ただ、コールセンター等への応援対応などははに参加した。 記録の保管や管理がずさんであったこと、職員個々の年金記録を大切に取り扱わなければならないという認識の欠如。 個人的意見ですが、職員として反省すべきところは反省し立て直していくべきだと思いますが、すべて社会保険庁職員に責任があるよう言われ方や報道には憤りを覚えます。
10789	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	資格照会業務は豊富な経験が必要なため、社会保険の歴史を知る先鋭方々にも協力をしてもらうことは必要不可欠だと思う。また、各事務所に専門のチームを作り集中的に業務を行う。または、上部(今で言う庁または各県)で厚生年金・国民年金を問わず事務所からすいあげ、一箇所で集中して照会をする場所および人員を確保する。一般業務と並行では限界がある。	はっきり言って驚きました。当時についてはシステムの構築等進んでいないこともあったとは思うがあまりにもひどすぎる。国としても検討してなかったことも問題だと思う。 存在については報道がされた後に知りました。	システムの関係なので対応はしていません。 当時はわかりませんが、社会保険の職場については忙しく、即実践となるケースが多い。また、十分な研修時間の確保もできないし、研修に出ていけるほどの人員がいない。そのため経験をしながら覚えていくことになるが、そこでうまく引継がれないケースがあったのではないか。
10790	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	職員が一丸となって、取り組んでいくしかないと思います。	手番は、年金受給前に統合すればいいものと聞いていました。58歳通知や特別便が実施されるようになった頃ぐらいから、大きな問題となっていることを知りました。	特別便の窓口や電話対応などに取り組みました。また、事務局に異動してからも、休日開庁など事務所へ支援にいきました。基礎年金番号が実施されたときに、もう少し具体的な対策や対応が必要だったのではないかと思います。また、職員に対しての周知も、もう少し必要だったのでは
10791	地方庁	その他(社会保険事務所)		未登録の年金番号の特定は電話等の確認作業を粘り強く行う。 厚生年金の記録は会社経営者や当時の経理担当者の特定により調査を行えるようにすればよいのではないか。 また、同時期に勤務していた者より情報をもらえるようにする湖とも必要ではないか。	年金受給者や受給時における不利益や被保険者記録等を含めた受給資格への影響がある。早期総合処理を心がけていました。 基礎年金番号制度ができる前より手帳番号を複数持っていた事や手帳の紛失が確認されていた時点で起こりうる事でした。	来所者に対して来所いただいた内容の他に年金記録について触れ記録漏れがないかなどの確認作業を行ってきました。 緊急かつ早急な対処が必要であったが、何十年も前の記録を特定することは非常に困難。
10792	地方庁	その他(社会保険事務局)		現在行っていることを完全にやり遂げることが重要と思っている。	年金記録問題という名称で原因も経過も様々なものを括っているため、問題を難しくしているように感じている。問題の存在については前から知っているということはなかった。	年金記録の問題については一般的に年金制度の理解についてうまく周知されていない点も大きいと感じているため、もっと理解を深めてもらえるように努めていた。
10793	地方庁	その他(社会保険事務局)		職員一人ひとりが自覚をもち、問題を解決する努力を行うこと。	世間を騒がせた問題であり、解決しないといけないこと。 世間で知られたときと同じころ。	来訪者、相談者一人ひとりが納得してお帰りいただくよう心がけていた。 問題を放置していたことが反省点と考えます。
10794	地方庁	その他(社会保険事務局)	法定免除(特に生保が該当理由の場合)に関する記録が本当に正確なのかと思います。 特に住所変更がその対象期間中にある場合、現状のシステムだと法定免除該当のまま記録が続いていくことは問題と思います。	過去記録に関する年金問題についてはご本人さまの記憶を尊重しながら、一件ずつ真摯に対応していくしかないと思っていますが、今後の記録については、法律とシステム管理が乖離しないよう注意しながら、他の機関とも連携したよりよいシステムを構築していくことが不可欠と考えています。 上記の問題については、住んでいる市町村が変わる以上、自動的に一旦対象外とするべきかと思います。異動報告や届出がある場合は、処理依頼することで対応できますが、100パーセント届出が出ているとは限りません。 少なくとも生保該当のときは記録照会画面(免除)において「どの市町村で該当したのか」という表記は必要かと思います。そうすることで、記録を市町村に確認することも可能だと思います。	私が採用されたときは既に記録もオンライン化されており、昔は手管理だったということを聞かされてはいました。年金記録問題が発生したことは国と国民との信頼関係を根幹から揺るがす問題だと認識しました。問題の存在を知ったのは業務外聞覚に始まる一連の流れの中でです。	日々の業務を積一杯頑張ろうと思いました。 次々と問題が発生していく中で、その並と多様性に忙殺され、その解決マニュアルの作成が後手に回ってしまったことは反省点だと思います。(次々に改編された点も含めて)問題が発生した場合に備えての危機管理マニュアルの構築と解決手段の一般化が極めて重要だと感じました。
10795	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		世論や国会に振り回された結果、場当たり的な対応になってしまっているのではないでしょうか。現在、職員数は減らされるばかりで、しかも業務量は増える一方で、恒常的サービス残業・サービス休日出勤をしなければならない状態をどうすればよいのか、逆にお尋ねしたい。年金記録問題のおかげで自分たちが今しなければならない本来業務がままならないのをどうすればよいのか、記録問題以上に考えなければいけないのではないでしょうか。 しかも、記録問題の対応として採用した臨時職員は、社会保険業務を理解せぬままに事務をしているわけですから、今仮に一時的に解決できたとしても、 後に処理誤り等の問題が発生するのではないかと危惧しています。		
10796	地方庁	その他(社会保険事務所)	本人が不利になるため(年金額が減る)あえて記録を統合していないケースがあったと聞いている。	庁保有のカセット記録をすべて記号等も含めて収録すべき	ウィインドマシンで確認できない記録が多すぎる。平成19年の後半	マイクロフイルムの記録を探し出し記録の確認を行った。過去の進達方法が問題だったのかと思う。
10797	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	完全な問題解決は大変難しいと考えますが、今までの年金特別便の対応を継続していくとともに、記録を地道に確認をしていくことが大切だと考えます。	年金記録問題については「基礎年金番号導入前の未統合」と「納付済や期間が記録としてないもの」の2種類があると思っています。 前者については採用当時しばらくしてから把握をしていました。 後者については報道等により明らかになるまで存在は知りませんでした。	未統合記録については被保険者と対応時において必ず確認をし、未統合記録が本人のものと確認ができればその時点で基礎年金番号に統合をおこなっていました。上司からも未統合の記録があれば本人確認をした上で統合処理をするよう指導されていました。 納付漏れや期間漏れについては本人に対する年金加入記録をお知らせをほとんどしていなかったことが主な原因であると思います。
10798	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	お客様の調査依頼をひとつずつ回答していく	年金額に反映していない記録がたくさんあると、マスコミで取り上げられてから知った。	年金加入時に安易に新番を払い出さないようにする。
10799	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		年金制度における公平性について考えたことはあったが、記録問題として改めて認識したのは3年前にマスコミで報じられるようになってから。	60年以上に及ぶ過去の道産(元々戦災調達を目的として発足した制度で法律の維ぎは ぎ)を速やかに整理することは困難であるが、先方にとっては今も昔もないことなので、極力丁寧に親身になって対応するよう心掛けた。 問題解決するには記録のスペシャリストを育成し、一件一件聞き取りを本人より行うほかにないと思われる。(もちろんじっくり時間をかけて)短期間にできる問題ではないと思われる。
10800	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	住所不明者が相当いると思いますが、市町村や郵便局との連携により該当者と接触する方法が取れればよいと考えます。	事務所における業務しか経験しておりませんが、想像以上の件数があったことについて、重大な問題であると認識しました。 今回の問題が存在を知ったのは、平成18年6月頃だったと思います。	相談者に対して、社会保険庁を代表したつもりで、今回の問題を真摯に受け止め懇切丁寧に対応するよう心がけていました。 反省点として挙げられることについては、平常業務を行いながらの対応ということと、調査しなければならない記録が古いため、昔の記録管理や、事務処理の方法を知る職員が非常に少ないという中で、謝金職員、賞金職員の人的配置はあったものの、十分に機能し切れなかったのではないかと思います。
10801	地方庁	その他(社会保険事務所)			記録問題は認識していなかった。 記録問題が報道されてから知った。	何年に一度かは、本人に通知するべきだった。
10802	地方庁	社会保険事務所課長級以上	届書を直接オンライン入力するようになってから、原簿はオンラインに入力されたデータ自体であり、届書は保存年限経過後廃棄されている。届書が廃棄されているため、事実と相違している旨の申出があったときに、原因が事業主にあるのか社会保険事務所にあるのか特定が困難である。	平成19年より届書の廃棄を見合わせているところであるが、保存年限を経過した届書はスキャナー等で写しをとった上で、データベース化をおこない、端末から届書の写しを検索できるようなシステムを整備することが必要と思われる。	日々の事務処理を行う中で、オンライン化を行ったときの氏名の入力誤りや記録が十分に整備されていないことを感じることが多かった。また、社会保険事務所(健康保険、厚生年金保険)は事業主との接点はあるが、被保険者との接点がなく、被保険者ひとりひとりに記録を通知し確認してもらう仕組みがないことを不安に思っていた。	個別の記録の入力誤りについては、裁定請求時等に訂正するものという以上の意識に乏しく、抜本的な改善をおこなう発想、知識ともに欠けていた。 社会保険事務所と被保険者個人の関係については、基礎年金番号導入以前には技術的に困難であったため致し方ない面もあるかと思うが、こうした事業を早期に実施すれば、記録問題以前に記録整備が進んだと思われる。
10803	地方庁	その他(社会保険事務所)		すでに今後行われることかと思いますが紙台帳とオンライン記録との全件照合です。これにはさらなる人員増が見込まれますがこの問題解決には必要事項ではと思います。 また、過去の記録の調査において長い経験と当時を知る人たちの力をお借りしたいと思います。それは、現在退職した正規職員だけでなく相談員の力を借りたいです。相談員の方は長い間、記録調査業務を行っていた方もいますのでその方の調査方法等経験により培われた能力をお借りしたいです。	私が採用されたのは平成17年4月ですがこの問題を知ったのは国会での5000万件の報道があったときです。その当時、年金給付課に所属していましてそのとき統合されていない記録があることは認識していましたが年金請求時に確認することになっていたのでまさかこんなに存在していてすでに年金を受けている人や亡くなった人が含まれているとは思わなかったです。その後オンライン記録すらしていない旧台帳や国民年金の構領等、次々とでてきて驚いています。 この問題は過去の業務がしっかりできていなかったことが原因だと思います。昔は国民年金、厚生年金それぞれ番号があり初めに番号を付番したあとに本人がその番号がわからなくなったとき等に別の番号をいくつも与えてしまったことに問題があります。昔はパソコンがないので全国オンライン管理ができなかったとはいえ前の番号をさがす業務をもっとしっかり行っていればと思います。年金請求時に確認すればいいとの考えもありますが昔の記録を思い出せない人もいるのでもっと早い段階で記録統合を行っていれば と思います。	年金とくべつ便や日々の窓口、電話の対応時に1件でも多くお客様の記録を見つけてあげるように業務を行っていました。ただ、記録を見つけても実際に受け取るまでに時間がかかるという再裁定業務の人員不足が発生する等新たな問題も発生しました。私も一時期出張にて支援を行いましたが、より専門的知識と膨大な量を処理していくことの根気が必要だと思いました。また、記録調査の件数も膨大であり今の人員で行っていてもお客様に長く回答を待たせている現状です。その時いる職員で業務を行うには当然だと思いますが現人員を上回る業務量であるので人員支援等の開始が遅かったのではと思います。
10804	地方庁	その他(社会保険事務局)	以前に聞いた件としては、事業所に雇われる際年齢制限に引っかかっているため、年齢を偽り加入したが後で訂正できずに請求年齢を迎えたが、この期間を忘れていたため埋れた年金になってしまったが後で思い出して生年月日の訂正をされ回復したとのことであった	勤務されていた事業所が判れば、旧姓や生年月日の近い人から判読する方法が考えられるが、事業所名が判らないと難しい調査になる。	1)基礎年金番号を設定した際に、厚生年金と国民年金を洗い出すことを特にしなかった事が今になって難しい作業をすることになっている。 2)健康保険と厚生年金の資格が同じ用紙で受け付けなければならないため以前に厚生年金に加入していても、初めての加入にして新規の番号を交付され重複取消をせずに、何枚も持ってしまったため、思い出さない期間は埋れてしまうかも、との懸念は40年代からありました。	1)については、担当課ではなかったので特にどのような対応をされたかはしりません。 2)については適用課に所属していたときは、事業所に対して最初(取得届提出時)と算定基礎届け提出時及び喪失届け受付の時に確認を促していたが 届書の郵送事業所には、算定基礎届け時ぐらいしか声掛けをしていなかった 点が今となっては反省すべきです。
10805	地方庁	社会保険事務所課長級以上			基礎年金番号が始まった時から登録されていない手番記録が残っていることは認識していたが、このように大量に、しかも年金受給者の記録も残っていたことがわかったのは、年金記録問題が報道され始めてからです。	窓口対応、届書の処理など、機会ある毎に氏名検索をして、ばらばらの記録をまとめるよう心がけていましたが、今考えると、そんなものでは追いつかなかったと思います。 制度毎に記録がバラバラで、また、同じ制度でも年金番号が何個もあることもあり、それらの記録の統合を加入者個人の申告に頼らざるを得なかったシステムに問題があるとは思います。 それと、制度が複雑すぎて加入者が制度を知ることを掴んでいると思います。もっと単純な制度であれば、手続きもキテンとしてもらえたと思います。
10806	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		少しでも解決に近づけなければならない問題と認識しています。 マスコミ報道でしりました。	主に窓口業務を行っていますが、窓口の段階で統合処理等、解決できるものはその場で処理するよう心掛けています。 特別便処理の専門チームを立ち上げ、集中的な処理が必要と考えます。
10807	地方庁	社会保険事務所課長級以上	二以上勤務届によらない重複している被保険者期間の標準報酬月額の取扱問題について(現行のカット合算による上限オーバー分の取扱について。並びに一方が基金加入期間であった場合の合算処理の不具合)等々。	同様の意見、問題提起は各事務所から各事務局を通して庁及び省・年金局にすでにあがっており、検討されていると思われますが、未だに処理ルールが確立できないのは、制度創設当時に想定していなかったことに起因しているためと思われます。この問題は個々人での対応できないため(当人がそのことを認識できないため)問題解決にはまず処理ルールの確立を図り、その後、職権による補正を行うべきであると考えます。	5000万件の宙にういた年金記録問題については、基礎年金番号創設以前の制度上から発生したもので、個人に複数の番号を存在していることは早くから認識しておりましたが、当時の事務所での見解は年金裁定請求の際に被保険者記録を本人の申出と突合して整理をはかるというものであったため、事務所独自に積極的な方法を駆使して整理を図るという認識はなかったと思います。	現時点で検証すれば、各問題点について反省すべき点があるようにも思われるが、当時の事務処理環境を考えれば(オンライン化前では名寄せする方法がなく、オンライン化後であっても厚年記録には住所情報を伴っていない等)、この年金問題を解決するためのツールが不十分であったことは明白であり、やむを得ない部分はあったのではないかと考えます。この十数年間のコンピュータの処理能力、また記憶容量の飛躍が社会保険システムの刷新につながり、このような問題整理に対応できるようになったためで、しいて反省点をあげるなら、年金制度発足時からの年金給付を想定しての設計が不十分であり、その後のいく度かの改正時においてもその検証をおこなったことにその主たる原因があるのではないかと考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10808	地方庁	その他(社会保険事務局)	知られているか、知られていないかわかりませんが、全国的な紙台帳(マイクロ)の欠落があるかと思われます。	現時点での解決策としては、現在も存続する企業、健保組合、基金などに協力してもらい、記録欠落部分の補てんをすることが望ましいのではないか。	正直、過去の年金記録に携わった職員でしたら、一応に「何でこんなズサンな管理なんだ」と誰もが感じたことだと思います。 ただ正直、昨前からの記録を管理する自体、無理があったと思います。	記録の不備が見つかった時点で個人としてできるだけの対応はしてきたつもりです。ただ今のような社会保険庁の体制がなかったので大したことはできず時間がかかるばかりでした。 反省点としては庁がズサンな管理体制と知りながら、見て見ないふりをしていた点だとおもいます。
10809	地方庁	社会保険事務所課長級以上	自分の知る範囲では、これまで以上の問題は抱えているとは思えません。 しかしながら、現在でも不安が残る案件として、一点だけ。 事業所で新規に加入者を提出するときの取得届で、年金番号が分からないために、取得届の年金番号を記入なしで提出した場合に送付する、「擬重複通知」について、ほぼ本人記録で間違いないと思われるケースでも、自身の記録ではないと、回答してくる、ケースがありあらたな火種にならないか心配です。(以前の職歴を隠しての再就職か・・・・) 結果としては手帳番号があらたに宙に浮いてしまのか？？	現在の解消方法を推し進めることが、一番の早道であり、多くの人間による解消方法こそが、一番の方法だと思います。	このような問題が存在することは最近の報道等により、詳しく知ったため、うすうす、感じはじめた年数もあわせると、この5-10年間で問題の存在を知ったことになります。	窓口に来られる個人のお客様や、加入の書類(取得届)を提出される事業所の担当者様に対して、必ず以前の年金番号の提出を促し、記録が二重になってしまうことの説明を繰り返しましたが、なかなか前職歴を知られたくない方には聞き入れられないケースも多く、そんな時に、もっともっと強く説明をすれば良かったと現在は反省しています。
10810	地方庁	その他(社会保険事務局)		以前より未統合の番号は減少しているが、まだ確認されていないものがあるのでその番号の確認作業を優先させるとともに、統合した記録に伴い年金の再裁定が必要になった方の処理に力を入れていくべきだと思います。	採用が国民年金課だったので日頃の業務の中で手帳が2冊あるなどの相談を多く受ける機会があったが、基礎年金番号の導入に伴ってという説明をすると納得される方が多く、あまり苦情を言われた記憶がない。したがって当時は問題だとの認識があまりなかった。 マスコミ等で取り上げられるようになってから認識するようになった。また年金給付課に配属になり手番の名前や生年月日の入力が間違っている記録をよく見るようになってからさらに問題ではないかと強く認識するようになった。	裁定請求の際にはご本人が申告される記録については、様々な工夫をして探す努力をしました。その中で見つからないものもありましたが、思っていなかった別の記録が見つかるようなこともありました。 また未統合の記録が見つかった時にはすぐに基番に統合するようにしていました。 このような問題が発生したのも平成9年の基礎年金番号が導入された時点で徹底した統合作業をしなかったということがあげられると思います。
10811	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	国民年金業務課の在籍に国民年金の手番等基礎年金番号に統合されていない手番があり未統合があるなとの認識くらいから国民年金の手番とマイクロが一致しない月があり調査が必要ではと思った。	納付の記録の確認等できるだけ調査し、正しい記録を確認し本人に誠実に回答すること。 年金制度の周知徹底がなされていなかった事と確認作業の徹底ができていなかった事と長年の疑問等を先送りにしていたような点が反省点と思います。
10812	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金保険の未適用事業所の申し立て。 国民年金の払い出し以前の未納。	事業主負担分の軽減。 国民年金の制度の周知。	被保険者の思い違いによるものが多く、現在の制度だとずっと解決できないものだと思う。 特別便での接客時。	お客様に制度を説明し理解をいただくのにつきます。
10813	地方庁	その他(社会保険事務所)	マイクロフイルムなどは、不鮮明であったり、欠損していたり、WM上でも事業所記録が入っていない記録や、氏名が空欄の記録などがあり個人を特定することが困難な記録も確かにありますが、それは、オンライン化する以前の記録の問題にほぼ限られており、基礎年金番号化する前に複数の手帳をお持ちの方については、単純に国民年金と厚生年金の番号ごとに記録の管理をしているため、記号番号の登録をすれば、正しい記録になるだけという人数のほうが、はるかに多かったと思われます。消えた5千万件の年金と大騒ぎする前に、複数の手帳をお持ちの方の番号統合がひと段落してから、特別便の送付を行ったほうが混乱も郵送料も少なく済んだと思	問題は、個人の特定が困難な、制度発足時からの手作業で管理していた統合帳とその記録をオンライン化する際の記録の管理がずさんだった事。生年月日を偽って働いていたり、親から聞いている生年月日と戸籍上異なる人もおり、またそれらの記憶があいまいな人も多く、すべての個人の特定は不可能と思われます。	期間調査の仕事の手伝いをしていて、旧紙台帳やマイクロフイルムの不鮮明なことがわかりました。又、平成9年の基礎年金番号の発足に伴い、基礎年金番号通知書の送付時に、別な番号をお持ちの方は記入して送り返してもらい、業務センターで登録する事となっていたと思いますが、作業が進んでいるのかは不明でした。	お客様の来所時に、年金手帳を確認し、未登録が判明した場合には基礎年金番号登録申出書をお預かりしましたが、最初から一人ひとつの番号で管理していればと思いました。
10814	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	今やっていることをこのまま続けていけばよい。	18年7月賃金職員としてないったので認識していない。 報道で知った。	業務がわからないのでなにも出来なかった。勉強不足を感じた。
10815	地方庁	その他(社会保険事務所)	平成21年4月採用のため詳しい事は分かりません。	・特化する部署への集約および職歴の浅い者やパートでも力になるようなマニュアルを整備 ・回答業の工夫(記録照会があっているかどうかの確認なのか、記録のもれがある方でも証拠を持ついる方なのかどうか等で入り口管理) ・IT化の推進による情報閲覧のスピード化 採用されてから日が浅いので素人考えで申し訳ありません。	採用前(平成21年4月)より問題は知っていました。 採用前は社会保険庁だけの問題だと認識していましたが、採用後はこの問題が社会保険庁だけでなく、事業所様や個人様の認識違いや手続きミス等も関係していることが分かりました。	適用調査課に配属後は届出の不備や事業所様に手続き等の不備が無いよう窓口や電話対応に心がけています。 問題点としては、偏った情報のため本来不要まで調査依頼を受けているため必要な方の調査が遅くなってしまっている点だと思います。 調査の方法や第三者委員会への申し込みの流れ等を含め、もう少し全員に理解をしてもらうようもっと情報提供をしていくべきだと思います。
10816	地方庁	その他(社会保険事務所)	生年月日の相違によるもれ 氏名フリガナ相違による漏れ	広報をする	年金受給者の年金漏れを確認し再裁定することは大変な事と思いました。 年金相談員になった時	氏名検索をきちんと行う 入力時、確認を十分に行う
10817	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	社会保険庁だけの問題と考えず国家の責任である国家プロジェクト 年金記録問題5500万件の年金手帳番号が浮いてるとの報道があった頃から	個人情報保護、コンプライアンス遵守の重点 お客様の目線で丁寧に親切をこころがけながら対応した。 報道関係に発表する前に社会保険事務所等の窓口担当者に事前に連絡することでお客様とのトラブルがなくなる
10818	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		2年ほど前に知り、社会保険庁の信頼を失う大きな問題と思いました。 お預かりした記録誤りがあったり、記録が無くなっていたりと、常識では考えられないことがおこり、いかにお預かりした保険料や記録を大事に扱わなければならないものなんだと思い知りました。	記録問題を解決すべく記録の確認をしていただく際には、相手が納得するまで調べてあげます。やはり年に一度くらいは、記録を確認していただき安心していただくのが一番だと思います。それには、定期便などの事業はとても有効だと思います。 年金制度に対する制度不信を払拭し、信頼を回復するように、日々努めていこうと思います。
10819	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	一日でも早く職員のみならず、OBの方々の協力もお借りし、社会保険事務所に携わっている職員(謝金)も含めてでも解決していくべきだと思います。	信じられない出来事だとおもいます。また、あってはならないことです。 過去においての年金に対する意識の低さを感じました。	兎に角、このままでは早期解決できないと思いますが、現場では常の業務をこなしながらのため、大変で何もできてないことを反省しています。
10820	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金記録については、引き続き年金定期便等、被保険者宛にお知らせし、加入記録の確認をもとめていくこと、また年金制度について理解しやすいしくみを考えていくことが必要と考えます。	マスコミ報道されるようになったとき。記録の登録で、紙台帳から機械化になった頃に記録漏れ、誤りがあったと聞いたことがあります。	まずはこれからなすべきことを職員一人一人が考え、対応策をあげていくべきだと思います。
10821	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		wmに反映されていない記録が存在しており、個人から照会があった時や、年金の請求時に確認するだけであったこと。(当時において) 資格照会の担当になったとき(平成6年ごろ)	照会分の処理作業で余裕がなく、対応はできなかった。 紙台帳からマイクロ化するだけでなく、少しづつでも確認作業を進めるべきであった。
10822	地方庁	その他(社会保険事務局)		再度、国民のみなさまへご自身の記録を確認していただくようお願いする。庁内で人や時間をかけて調査を行ったとしても、ご本人にご自身の記録であるかをご確認いただかないといけない記録がほとんどだと思うので。	すべての記録がオンライン化されており、ご本人の記憶さえあれば記録に漏れが生じることはないと思っていた。 詳細に年金記録問題が存在すると知ったのは民主党が国会で取り上げた頃です。	窓口や電話等で相談された件については、自分でもできる限り調査をし回答したり、その場で回答できない件については照会書類をお預かりし担当課へ回付するなどした。 反省点としては、記録調査を始めるにあたっての準備ができていなかった(例えば、国民年金払い出し簿のデータ化など)ため、受付をスタートしてから最初の回答までにかなりの時間を要したことが問題だったと思う。
10823	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	わからない	報道されてから	機械化が不完全だった
10824	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません		記録管理の体制の甘さが招いた結果だと思います。 平成14年に国民年金課に配属になった際、マイクロ記録と市町村保管の台帳記録との相違があるケースがありました。	常に被保険者の利益を考えて対応していました。 5000万件といわれる手番については、年金請求の際などに本人確認を徹底していれば、もっと少なくなっていたのではないかと思います。
10825	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に無し	調査依頼のお客様に対し1件づつ丁寧に対応する。	従前より、期間調査業務があったので未統合の年金記録があるのは、認識していたが、件数までは、把握していなかった。 最終的には、ねんきん請求時に本人に記録を確認しながら判明すると思っていた。	調査依頼のお客様に対して1件づつ丁寧に調査していくしかない。 ねんきん特別便を準備期間のないまま急いで送付しすぎた。 もう少し時間をかけ、受給者、被保険者の順で実施すべきであった。
10826	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じません。	現在の記録統合処理を、いっそう迅速化することです。ただし、公正で正確な判断と個人情報の厳格な管理が同時に求められるため、それにふさわしい事務処理規定の策定と、理解しやすい手引き(マニュアル)が必須と考えます。	各マスコミで報道されてから知りました。	組織として損なわれた信頼回復のため、与えられた権限の中で対応しましたが、日々の目の前の業務に忙殺される中で、組織全体での取り組みに資するものであったかは考える余裕がありませんでした。
10827	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	なし	特になし	特になし
10828	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	問題判明前と比較すれば、現在も随分改善されたと思いますが、旧台帳などまだまだ不明記録があるため、台帳の記録をすべて氏名索引、生年月日索引、事業所名索引、遺字索引等を可能にし、住民票情報や雇用保険データとも突合できる環境を整え、行政サイドだけでなく、被保険者にも記録の自己管理をしていただけるよう広報に努める、等が必要だと考えます。	被保険者や受給者にとって、自分の年金記録が正しいのかどうか。と不安にさせ、結果的に社会保険庁の信用を失った、組織として致命的な最重要問題と思っています。 問題を知っていた。ということではありませんが、通常業務を進めていくうえで記録管理に疑問を持っていました。	被保険者より記録照会があった際、および裁定請求書が提出された際、予想できるあらゆる方法で索引し、当時出来る限りの検索を行い、漏れがないよう対応した。 問題としては、被保険者の記憶に頼る検索なので、事業所名を覚えていない場合は、検索不能であった。
10829	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に知りません。	ご迷惑をおかけしたお客様に、少しでも早く正しい年金をお支払いできるように、全所体制で行っていけば良いと思います。	最優先課題として考え、少しでも早く解決しなければならない問題と認識していました。 また、私が年金記録問題の存在を知ったのは、皆様をお騒がせし始めた、平成19年5月ころだったと思います。	窓口にお越しいただいたお客様の待ち時間を少しでも減らすよう、全所体制で対応し、積極的に窓口に出るようにしました。そして、まずお客様にお詫びをし、丁寧にわかりやすく説明するよう心掛けました。また反省点としては、お客様にお支払いいただいた保険料の記録を大切に管理し、正しい年金をお支払いするという意識に欠けていたのではないかと思います。
10830	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	公表されていること以外に知っていることはありませんが、厚生年金保険の未加入事業所の問題は何らかの方策が必要だと思います。 法人事業所は、強制適用であることを知らない事業主や、知っていても保険負担が困難なので社会保険には加入できない。一方で、国民年金も払っていないなど無年金者や低額年金者予備軍が多く存在するのではと思っています。 特に、25年(60歳までに)の納付済み期間を満たせないと思われる無年金者問の問題を解決しないと、国民年金の納付率も向上しないと思います。 (勿論、70歳まで任意加入ができることは承知していますが、60歳を過ぎて不足分の保険料を70歳まで納付しようなんて方はまれだと思いますし、国民の大半は60歳を超えての保険料負担能力はないと考えます。)	法人事業所は、強制適用であることの政府を挙げての広報、法務局への周知依頼などが必要ではと思います。 適用を真剣に考えるなら、保険料が納付できるできないは別として、国として強制適用しろというべきでしょう。事務所の判断に任せているのは余りにも無責任だと思います。 無年金者の問題は、国民の全てに納付してただくことを前提とするなら、経過措置として25年に満たなくても年金を支給するような法律の制定も必要ではないかと思います。	問題の存在を認識したのは、今回の記録問題が取り上げられてからです。 従業員の方が本人の承知していないところで、報酬が下げられていることには問題があると思います。 また、今回の記録問題に乗じて、本来、加入していなかった期間や、事業所が見習いとして(本来は加入させなければならないが)社会保険事務所に届出をしていなかった期間までを、年金記録ととして認めてほしいという相談が殺到していること。	従業員の部分については、正しく修正する必要があると思います。 被保険者一人ひとりに対し、標準報酬月額を含めたお知らせをしていなかったことが問題。 社会保険庁だけに責任を押し付けられているが、事業主が保険料納付の責任を果たしていないことや、誤った届出に対して事業主の責任を追及していないことも問題。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10831	地方庁	その他（社会保険事務局）			採用後1年位で年金記録問題がマスコミ報道でよくとりあげられるようになりましたが、それまで年金記録とはあまり関係のない課にいたため、存在を認識したのは同じ位の時期です。	
10832	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	さらにシステム対応が可能なものは、機械処理とすれば、年金問題対応の人員が増やせるのではないかと考える。	年金の裁定直後の、期間判明による裁定訂正の進達が多くあり、年金手帳の複数払い出しが原因と考えていた。 平成9年1月から基礎年金番号が導入され、手帳番号の一元管理により将来は漏れの無い、被保険者記録が管理されると考えていたが、古い記録の管理方法等は、一連の年金問題の報道等により知って驚いた。	職員の多くが問題と考えていたが、基礎年金番号の導入しかり、早急の対応がとれて来なかった事が問題。 個人としては、定期的改善提案で意見を述べる程度で、積極的な対応をしなかった事が反省点と考える。
10833	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	年金記録問題の解決策はとにかく現時点で、申し出されている記録照会について、慎重に調査を行うべきである。業務センターにおいて、今、考えられることを全てといっていいほど実施している（予定も含めて）。旧令や、共済記録、確認のお知らせ、標準報酬関係や、無年金者に対するお知らせ等、あとは、これらの通知伴って、届けられた申出書を我々が出来る限り、丁寧に回答することである。旧姓、生年月日の若干の違い、氏名の読み仮名について、考えられることはすべて確認し、一件一件丁寧に回答することが大事である。また、申し出を行っているいないものに対しては、フォローアップによる調査を徹底すべきである。	平成18年の国年免除問題から記録に関しては、問題提起がなされ、平成19年6月頃に5000万件の消えた年金記録として報道されたことにより、世間的な大問題となった。年金制度改正を契機に発生し、（手帳から基礎番への移行）その大変革時点において、社会保険の担当である我々が年金記録の管理者としての責任感欠けていたことが一番の原因であると考える。年金記録は本人の記憶があるうちに、確認作業を行わなければ、未統合記録が残ってしまうことの認識が薄かったように思う。、しかしながら、年金制度に関しての国民の理解度の低さにも要因はあり、その原因を作ったのも国（社会保険庁）であると思う。たとえば、基礎年金番号導入前であっても、年金番号は1制度1つの番号であるべきが、就職先が変わるたびに新しい年金番号を取得させる事業所担当や、年金制度への加入認識のない者が、再就職時に年金加入の経歴無しと申告する等、年金制度への理解がないために、1人に対して多い人では5以上もの手番を持っている。国民に複雑な年金制度を理解させるためにもっと年金教育を推進すべきであったと考える。	基礎番への移行当時、オンラインへの登録処理を慎重について、安易ではなかったか。また、名寄せを現在のように徹底しておけば、未統合記録はここまで多くはなかったと思う。さらに厚生年金の新規加入時に慎重な年金記録の照会業務（氏名検索の徹底等）を行っていれば、多少は手番重複を防げていたと思う。また、大きい目で見ると、やはり制度の広報がかなり不足していたと考える。とにかく年金制度の周知が必要であったと考える。その点では年金教育の推進が急務であると思う。
10834	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	具体的な方法は、思いつきません。	基礎年金番号制度導入後に過去記録の整備として、基礎年金番号への年齢別に勧奨し手番記録収録作業が順次してきたことを記憶しているが、2年半前の報道された未統合記録の件数が大量あることは、初めて知った。 なお、国民年金のオンライン収録記録とマイクロ記録、市町村名簿が不一致するケースは、記録照会申出による調査をして、相違するケースがあることを認識した。	国民年金事務担当時代は、市町村担当省へ、未統合手帳を保有する新規加入者の統合手続きの協力を依頼した。 未統合記録は年金請求時に統合するという考えがあったからだと思う。
10835	地方庁	その他（社会保険事務所）			本当に記録が漏れているもの、不明のまま放置されていたものについては、由々しき問題だと認識しますが、基礎年金番号が付番された際に統合されていなかったもの、また平成9年以前に受給者が死亡しているものまで、すべてが「消えた年金」と決め付けられ、しかもその原因が、あたかも現場職員の怠慢に他ならないように報道されたことは、大きな誤解であると思います。 正しい情報を伝達しないどころか、必要以上に社保庁をバッシングすることで国民の不安を煽り、社保庁や年金制度、ひいては国政にまで不信を抱かせたメディアの責任は、決して小さくないのではないでしょうか。 また、そのせいで事務所窓口には来客が殺到し、長時間お待ちいただいたり、職員のほとんどが窓口業務に手を取られ、内部事務が追いつかず、結果的に再裁定の進達、決定が遅くなり、お待ちの間に亡くなられた方もいらっしゃいます。 そうしたすべては、記録問題が取り上げられ、大きな騒動になった当初から懸念していましたし、実際に現場でこの件に携わりながら、現在までずっと感じていることです。	窓口等で対応する際には、できる限り丁寧に説明し、お客様にご理解、ご納得いただけるよう心がけてきました。また、年金制度や社会保険の歴史なども説明することで、お客様の不信感や不安を少しでも払拭できるよう努めました。 反省点を述べると、ひとつには、そもそも年金制度についての周知が不充分であったことが挙げられると思います。制度を知らないことが、誤解や不信を生む原因にもなると思います。 次に、今回の問題が発生した際に、もっと抜本的な対応ができなかったのか、ということです。早急な対応が求められていたことは理解しますが、充分な準備もできていないうちに、全国民に一斉に特別便を送るというやり方は、果たして効果的だったのでしょうか。文書の内容も吟味できていなかったため、再発送を余儀なくされたり、受け入れ態勢が整っていないのに来客が殺到し、対応が追いつかなかったり、余計なコストを掛け、余計な混乱を招いただけのような気がします。見切り発車は、出発は早くても、到着は大変遅れます。きちんと準備を整え、そのために出だしが遅れても、到着が少しでも早ければ、その方が余程、国民サービスになるのではないでしょうか。 そしてまた、そうしたことを実行するには、現場の意見は不可欠だと思います。
10836	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	『アンケートの説明』にもあるとおり、この記録問題は、制度が始まって以来からの長い年月が積み重なり、色々な要因（例えば、全て紙台帳による手管理時代から機械管理への変遷や、基礎年金番号導入時の周知不足、既に手帳交付がありながらも新規で取得届を出してくるなど制度に対する理解不足やそれに対するすべなく複数の手帳を交付する事務処理体制など）から起こった問題と思われます。 今、この問題が明るみに出てから、政府の方針もあり1～2年で完全解決しようとされ、また現場職員もそれに向け懸命になって取り組んではおりますが、現実問題（未統合記録件数や古い記録が不鮮明や曖昧である点など）からして、そのような短期間では到底処理なように感じます。 単に整備期間を区切り、また作業を急くことは、最近に判明した事象で言えば、『他人の未統合記録が統合されていた』などというような、更なる年金記録問題を引き起こしかねないと思われます。 御設問の問題解決に向けた方策と言えるかどうか分かりませんが、まずは、この問題に至ったまでの経過（昔の紙台帳時代の記録管理状況や機械化され記録を移行させる時の状況など）と、記録照会作業の現状（判明させる作業が時間を要することなど）を国民の皆様に明らかにし御説明し、今後間違いが無いような記録整備作業を進めていく上では、【時間を要する】ことを"御理解いただいて"丁寧な対応作業を進めていく以外無いと思われます。 また、時間を要す作業なうえに照会件数も非常に多いゆえ、人手が必要ではあることは確かですが、作業上で一番の問題は、期間照会業務に携わった経験者と非経験者では、記録の発見（結びつけ）に、かなり大きな力量差があるという現状があります。 非経験者（期間照会業務の無い職員や臨時（謝金）職員）が照会作業をし判明しなかったものが、ベテラン（期間照会業務経験あり）職員がもう一度調べたら発見できた事例なども多くあります。 照会票に書かれているものは、古い記録ほどあいまいな物が多くあります。 照会業務経験者には『管内の昔の事業所の通称名や俗称を知っていたり』『○○市にあった△△関係の会社』との記載だけである程度事業所を絞り込める力量を持った方もいました。 ある意味、期間確認作業は専門職に近いと思われます。 （退職や事務分掌変更などで）経験者が少なくなった現在、さらに記録整備には時間を要するものと思料されます。	今回の記録問題が判明し記録整備作業を進めていく中で、初めてWMに収録されていない統合情報記録があるなどという事を知りました。 『期間記録照会＝WMで索引して探す』の常識が覆され、今まで記録照会をした方で記録が無い（見つからない）と回答された方に対して、大きな不利益を与えていたことから重大な問題であると認識しています。 御設問の問題の認識時期とすれば、この記録問題がメディア（新聞等）で取りざたされた頃や記録整備作業に携わるごとになります。	自身の対応は示された処理方針に沿い、優先記載を持って取り組む以外にありません。 また、(7)の御設問にも回答したように、適当な作業は更なる問題や混乱を招くものと思われますので、ある程度時間を掛けてでも、間違いのない記録整備を進めていくことが必要だと思われます。 反省点としては、この問題が起こった要因でもある、過去の等閑な記録管理体制と法整備にも問題があると思います。 記録管理に関しては、現在は機械管理の為、改ざんの防止策を講ずる等で対応できると思われますが、あとは今後被保険者になる人も含め、一人一番号を法整備し、宙に浮いた記録を二度と生み出さない様にすることが一番の解決策と思われます。 また現状起こっている問題点の反省点は、現場の現状や実態を把握せずに作業指示が動いていることです。 『国民の皆様に記録を確認してもらう』ことから特別便が始まりましたが、機械未収録の記録があるにもかかわらず、通知が先行しました。これにより多くの照会が発生しました。また、それを未消化（整備未了）の状態にもかかわらず、定期便が始まりました。当然、特別便で記録照会した方で、未回答（未整備）の方からは『照会を出しているにもかかわらず同じものが届いた』と不信と混乱を招いています。 まだ、事前にできる準備や作業が終了する前に、見切りや公約？を主軸に次から次へと進むことによって、問題はさらに大きくなり、結果として解決の時期を遅くしますことを考えて、事務処理計画や方針を出していただければと思います。
10837	地方庁	その他（社会保険事務局）	特になし	特になし	国民の老後の生活を脅かす切迫した問題。 年金に関する相談を受ける都度、感じていた。	相談者の話をよく聞き、自分なりに解決の糸口を探そうと試みたが、勤務先などの実名を告げることができないことから、本人の記録が明確にできず残念に思った。
10838	地方庁	その他（社会保険事務所）	特になし		自分が納めた記録がわからなくなるなんて、ひどい話だと思います。これは、手帳を失くしたお客様だけのせいでだけではなく、やはり社会保険庁側の記録の管理体制に問題があったかと思ってました。 平成9年に採用され、その時から期間調査という仕事があったので、そのころから記録管理がきちんとされていたらこんな大変な作業はなかっただろうにと思っていましたが、ここ2、3年の間に年金問題が大騒ぎになり、改めて実感しました。	日々窓口や郵送にて受付される期間調査や電話での問い合わせに追われ、 その対応をするだけで、精一杯でした。 紙台帳から機械にうつす作業を行う際に、問題があったと思われます。
10839	本庁	その他（本庁）		時間がかかっても最後まで取り組みを進めること	氏名なし記録等記録管理の不十分さ	国民にたいしての広報、制度周知の不十分なところ
10840	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	時間がかかっても、一件づつ丹念に調査をして基礎年金番号に登録していく以外に方法はないと思います。当然スピードは要求されるものですが、そればかりを追求すると、調査不足・事務処理誤りを発生させる原因になると思います。	複数の番号を持っている者が多数いると言う認識はありました。5000万件の未統合記録があると言う報道があった時点です。	事務所に来客があふれ、考える余裕はありませんでした。
10841	地方庁	その他（社会保険事務局）				
10842	地方庁	その他（社会保険事務局）	特にありません。	担当課へ専門的な知識のある人員の配置・増員が必要と考えます。 また、現在寄せられている照会について問い合わせの記録のみでなく、氏名検索等で1件1件時間を掛け丁寧な回答が必要と考えます。	7.8年ほど前、期間照会を担当した際、多くの統合されていない記録の」存在は知っていたが年金裁定時にはすべて統合処理が行われているものと考えていました。	想定される以外での読み方での氏名検索、出来るだけ丁寧な聞き取りを心がけ記録の統合に努めました。 考えられる反省点としては記録の管理体制に問題があったと考えます。台帳などに氏名のフリガナの記載があれば、統合処理もスムーズに行え、このような問題になっていなかったと思います。
10843	地方庁	その他（社会保険事務所）		未統合手番の本人特定をし、早急に基礎年金番号に統合する必要があるが、調査及び確認作業には時間がかかってしまうため、記録確認に携わる人員を増員。	社会保険側の記録管理に問題があった。基礎年金番号導入以降の調査確認が不十分であった。WMに登録されていない記録もあったようで、そのことを知ったのは、記録問題で世間を騒がせてからです。	基礎年金番号導入時から継続して、行政側から被保険者・受給者に対して記録調査確認が行われていれば良かったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10844	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	世間一般の方々に記録問題のすべての原因は、社会保険庁のずさんな年金管理であるとし、悪いのはすべて社会保険の職員であるとされた状況下では、現場において何をしても真の信頼回復には相当な時間がかかる。 社会保険制度のしくみは、国民と企業が一体となり、事業主からの正しい届出、正しい適用、正しい記録があってこそ正しい年金となる。 信頼回復には、少しでも早く照会を頂いている記録について、調査を行い正しい年金を支払うしか道はない。 そのためには、必要な予算と人に加え、経験豊かな社会保険職員を活用することが重要であるが、実態として真に必要な人材が不足している。	地方庁に勤務するものにとっては、世間一般に問題が明るみとなるまでは、ずさんな記録管理をしてきたとの意識はなかった。 批判について、ほとんどすべてが、現在の精度の高いコンピュータ管理を基準に判断されており、昭和17年当初の紙や人の口伝え等、アナログ的な仕事時代であったことは、考慮されていない。 確かに起こるべきヒューマンエラーについては、過去においてチェック体制が甘かったと感じている。 また、当時は自分自身も若かったこともあり、現場の第一線として、本庁に進達した記録は、本庁のスーパーコンピューターに間違いなく正確に記録されていると疑う余地などなかった。 記録問題の存在については、マスコミにより、大きく報道された時に知った。 報道の絶頂期には、社会保険庁職員のやっている仕事は、白いものはグレーへグレーは黒へ、ひどいもの白から黒と報道され、残念でならなかった。	問題が発生する前も後も、法律・通知・通達に基づき、可能な限り本人に納得してもらえるよう真摯に業務に取り組んできた。 反省点としては、記録に関してはもっと本人に即日で情報開示ができていれば、その都度誤った事項については、修復が図れたのではなかったかと考えている。
10845	地方庁	その他(社会保険事務所)		通常業務も行っていかなければならないので、記録確認に特化した部門を作って対応する。	平成19年頃。 年金制度の成り立ちから考慮すれば、起こりうる問題と認識していました。また、請求時に確認することで、未統合の記録が発生することは防げると考えていました。	年金制度の成り立ち等について再度確認し、当時の状況やお客様のお話等を丁寧に伺って記録の確認を行うことにしました。 現時点での反省点としては、もう少し準備を整えて記録問題に対応させてもらえればよかったと思います。お客様に何度も記録の確認を求めることで、さらに不信感を強める結果になったのではないか・・・と思います。
10846	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	ヒト・モノ・カネを集中的に投入して台帳との突合を行い、一定の決着を付けた後、政治判断により一定の基準の救済策を講じるべき。後は司法判断にまかせる。	年金記録の齟齬については極一部の方に起こっていると思っていたが、こんなに多くの方に起こっているとは思っていなかった。記録問題が採りださされた平成18年頃から知りました。	より詳細な本人からの聞き取りや、現在の年金記録が全てではないということを念頭に置き、別の記号番号にて記録があるかもしれないと慎重に対応することを心がけています。 年金記録の管理が何十年にもわたり社撰であったことはもちろんですが、年金に関する法律が改正に次ぐ改正となっており制度がきわめて複雑。一人にいくつも年金番号を払い出せるようになっていた仕組みなど制度設計がしっかりしていない。標準報酬改ざんや免除問題など現場職員はもちろん庁や局といった上部組織の職員もコンプライアンスの欠如。いわゆる3階構造や地方事務官の制度により人事交流が少なく、よい面もあるが悪い方向に仲間意識が働いていたの
10847	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	年金記録確認作業についての人員を増員し、迅速に行なうことが必要だと思います。人員についても、特に期間照会の処理などは、全くの未経験者よりも、経験豊富な方々の知識や知恵を活用できるのが、もっとも効果的ではないかと思います。	基礎年金番号制度になって以降、業務をするうえで未統合になってる記録の存在は知っていましたが、今のように加入途中で自分の加入歴を確認する機会もなかったので、最終年金受給手続きのさいの職歴確認をうけて、徐々に減っていくものだろうという認識でいました。	年金問題で騒がれている昨今でも、資格取得届の基礎年金番号欄には、持っていない知らない等の理由で空欄になっていることが、意外と多いことに驚かされます。確認してもらえる時に確認していく思いで対応するよう心掛けています。 当時、名前のふりがなを記録していなかったのは、より複雑化させた要因の一つではないかと思います。
10848	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	わかりません。	平成9年に基礎年金番号制度を発足したとき、大量に照会のあった期間調査の業務をしていましたが、そのときに厚生年金制度発足当時から手書きしていた名簿の作成状態に疑問や危機感ががあり、上司に発言したが対処がなかった。そのときに今のような庁全所体制の対策をとっていれば何か変わったかもしれないと思う。したがって今回の年金記録問題と騒がれるのは何も不	期間調査を担当していた当時、判明した事業所整理記号や報酬月額、資格期間の記録補正を指示された処理方法以上に詳細に処理(対処)を行い、2度手間とならないようできるだけ再処理に備えた。反省点は動くべきポストの人間の誰かがやるだろうという考え方。
10849	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	早期に記録問題が解消できるよう、全職員が一丸となり期間照会等を処理しなければいけないと思う。	記録がなくなってしまうというのは、たいへん重要なことだと思います。 1年ぐらい前だったと思います。	お客様一人ひとりの記録の確認等おこないました。 取得届に記載してある氏名欄のふりがなが正確に記録として反映されていたならば、ここまで大きな問題にはならなかったと思います。
10850	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金記録問題のような問題は次の2点により起こるべくして起こった問題であると考えていました。 1点目は、システム(法律)上の問題です。 厚生年金の場合、事業所と社会保険事務所の間で記録に関する全ての事務が行われるので、事業所が故意または過失により誤った届けを行ったり、社会保険事務所が誤った決定を行ったり、職員が不正を行ったとしても、被保険者は直接知ることが出来ない点です。 2点目は、お客様自身の年金記録を正確に記録する事への意識の低さです 年金記録問題が大きく取上げられてから、窓口に来たお客様にお話でいえば、平成9年に送られた基礎年金番号決定通知書の入った封筒を今回心配になって初めて開封したという方がいれば、未開封の状態で持ってくる方、年齢を誤魔化していたけどどう誤魔化していたか忘れたという方、青色の年金手帳を4冊持ってこられた方(勤める度に年金手帳を作っていた)、勤める度に名前を変えていた方(占いなどで運がいいとされた名前にしていたとのこと)、短期間だから年金の手続きをするのが面倒だと仰られた方など、いろいろな方がいらっしゃいました。 多くの方が仰られたのが、昔は年金のことなんてどうでもいいと思っていた。社会保険事務所から何か来たけどよく分からないからほっといたというもので、このようなことをお客様にされると、社会保険庁が正確な記録を残すことが出来ない点です。 1点目については、平成12年5月に入庁してすぐに、2点目については、入庁以降職務を行いな	(8)の問題意識を踏まえ、年金記録問題が大きく取上げられる前から、自己の年金記録について照会を行ったお客様(特に疑義がある方)については、社会保険事務所からお客様に直接決定をお知らせする機会がないことを説明した上で、2年に1度は記録の照会を行うことを提案したり、社会保険事務所から何か来たけどよく分からないという方には、なるべく容易な言葉で説明できるようにしてきました。 現時点で見れば、年金定期便のように、年金記録を直接お客様にお知らせする制度がなかったこと、お客様に年金の制度(受給に関することだけではなく、取得や喪失、保険料に関すること)について理解いただくための方法がなかった(方法が知られていなかった)ことが問題であったと思います。
10851	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	経験者を解決の現場にあてがい、これまでのノウハウや知識を生かしできるだけ早い解決を目指すべきだと思います。	年金記録問題の報道と同時にしりました。	被保険者の立場に立ち、やれることは精一杯やってきました。
10852	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	まずは社会保険庁が保有する紙台帳、カセット記録を整理しオンラインデータと突合することからはじめるべきだと思いますが、すでにとくべつ便等で本人の記録訂正もされていますので紙台帳の記録をそのまま置き換えることなく、一件一件確認をしながら補正すべきかと思います。	年金相談室で年金請求時に職歴確認のため氏名検索をすると、本人が忘れている記録や本人確認できない記録もあったことは認識していましたが、本人に確認できない記録を本人記録と断定することもできず、思い出した時点での申し出を促してはいましたが、年金記録問題といわれる大きな問題との認識はありませんでした。ある程度の記録は、請求時確認で解決していくとの認識もありました。 世間で騒がれ始めて、年金記録問題についての認識が甘かったことを思い知らされました。	一人ひとりのお客様からの申し出にきちんと対応し、未統合記録についてはきちんと本人確認をすることをこころがけました。 ただ、すでに多くの方が受給中であり、古い記録がみつかったことで年金額がさがったりと改めてことの大変さを感じています。 現場では処理した記録がどう管理されているかを気に留めることもなく業務を行っていたことも原因のひとつであり、職員一人ひとりがすべてに関心をもちそのことを念頭に業務処理をすべきと
10853	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金記録問題については、被保険者に複数の年金番号が付与されており、記録の一本化がされていない問題と認識していました。また、年金記録のオンライン化にあたり紙台帳の記録を正確にオンライン上に転記することができなかった結果、受給権者または被保険者の方の記録に漏れが発生した問題と認識していました。この問題が存在することを知ったのは平成18年4月ごろとなります。	老齢裁定請求に来られるお客様に対して、申し出があった事業所以外の手番記録がある場合には何歳ごろに働いたことはないかなど確認をとり、手番記録が本人のものか他人のものなのかを確認をし、氏名検索においても本来とは違う読み方でオンライン上に手番が登録されていないか確認し対応しようとしました。 また、働いていた事業所について申し出があるが、年金加入記録に反映されていないという場合には、事業所名簿などから本人の記録を確認するなど対応しようとしました。 またこの問題についての反省点は、厚生年金の台帳に被保険者の氏名と生年月日と月額の記録は記載されたが、フリガナや住所といった情報を省いた結果、名前の読み方間違いで他人の記録と判定されたことや、同姓同名でかつ同じ生年月日の人がいるときに誰の記録かの判断が難しくなり、手番の統合が進まなかったことが挙げられます。 また、基礎年金番号を導入した時に、社会保険庁が管理している年金加入記録を年金加入者に対して知らせてこなかったため、年金加入者自身がいま管理されている年金加入記録はどうなっているのか把握できなかった点も反省点として挙げられると考えます。
10854	地方庁	その他(社会保険事務局)	私は実際知らないが、知ってるけど黙っておくという職員を数名知っている。	包み隠さないこと。	採用されてから知った。(H20．5月)	事務所全体での取り組みが必要。 縦割りの考えの職員が多いと思う。
10855	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	紙台帳とコンピューター記録のと全件突合せ	制度・システムともに時代にそぐわなくなったまま改めてこなかったために発生した。 基礎年金番号導入後、疑重複のまま浮いている手番が多数残っているのは知っていた。	お客様に安心してもらえるよう、なるべく早く丁寧に記録調査をすすめるよう努めた。 紙台帳とコンピューター上の記録の不一致の補正を裁定時にしか行っていなかった。自主的に少しづつでも進めておくべきだった。同時に新しいシステムの開発ももっと早くから必要だった。
10856	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	記録については早急に判明させ、判明した記録についてはそれに基づいた支払いを迅速に行わなければならないと考えています。 記録問題は報道(入所前に)で知りました。	入所後、期間確認窓口を担当することになったので、来所者のお話をよく傾聴することに専念した。 記録照会についての回答および支払いまでに時間がかかりすぎている事が反省点と思われます。1日でも早く処理が終わるよう事務処理スピードを今以上上げることが大切と思います。
10857	地方庁	社会保険事務所課長級以上		お申し出に基づく記録調査に親切正確迅速に対応すべきと考えます。	当初庁において記録は適正に保管されているものであり問題となる認識はなかった。ねんきん特別便の実施開始以降に知りました。	お申し出に基づき親切丁寧正確迅速に対応するよう心がけた。当時のその場しのぎの無責任な業務処理により現在の記録問題を引き起こし、日本が世界に誇れる社会保険制度に対する国民の信頼が失墜したことが残念です。記録の保管について適正な処理がされていなかったことが反省点として挙げられると考えます。
10858	地方庁	社会保険事務所課長級以上		「ねんきん定期便」等で確認作業を進める以外にないと思います。	基礎年金番号導入以降に手番のまま残っているものが相当あることや、平成3年から4年間、年金給付の裁定業務を担当していた際に、統合漏れと思われる記録について本人確認はしていましたが、恒えていないと回答され未統合のまま裁定していたものが相当数ありました。年金記録問題としてクローズアップされるまでの問題意識はその程度でした。その他の問題については、平成17年ころからマスコミ報道等により知りました。	本人の申し出に頼ることなく、積極的に確認を働きかけない限り記録問題のゴールは見えてこないと思いました。実際に公表された件数を見てから、すべて"氷山の一角"であることを認識する必要があったのかと反省します。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10859	地方庁	その他(社会保険事務所)	算定基礎や扶養調書が簡略化されていますが、簡略化すれば当然正確性を欠きます。簡略化と正確性とどちらが大切なのでしょうか。 年金受給者が期間判明により期間の追加を行った場合、金額が減る場合も少なくない。	法改正など 使えないwmでなく、機器の改善	多くの年金問題は報道されるようになってから知り、認識しました	番号重複に関しては、年金裁定の際、擬重複の確認は騒がれる以前から確認を行い、期間の裁定もれがないように対応していました。 裁定時や、本人と話をする機会があるときは、重複防止のため、以前から擬重複確認は行っていました。 本人の記憶、思いこみがすりかえられて、真実になっています。 それを覆すには、廃棄する書類はないと思います。 膨大な書類の管理方法も問題かと思います。(マイクロ化、wm運動など) 事業所と事務所間のやりとりのみで、本人に通知がないことも、問題のひとつだと思います。(事業所より通知義務があったとしても、きちんとした事業所ばかりではありません。) 事務処理の統一の徹底化 報道規制
10860	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	再裁定申出書等の、滞留分を、早く処理をしてほしい。 また、記録については、記録に詳しいOB等を集め、専門チームを作り、それだけの処理を集中的に処理し、全ての記録を早く機械におこし、漏れがないよう突合をする。それに伴う支払い等も、なるべく早く処理をすることが、信頼回復にもつながると思います。	問題を、知ったのは一連の報道等で知りました。 年金記録問題は、自分の加入してた、記録がない(見つからない)ということでその方にとって、とても重大な損失を受けることとなり、あってはならないことだと思います。	窓口対応時には、私にできる範囲で調べ確認をするようにしました。 また、反省点としましては、基礎年金番号導入時に、もっと登録の勧奨をすれば、少しでも今回の混乱はふせげたと思いますし、年金請求時に、もっと、ご本人様の記録を正確に確認すべきだったと思います。逆に、何故してなかったのか疑問におもいます。
10861	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	当たり前のことですが、組織全体として現在の作業を正確・迅速に行うことが重要だと思います。	平成17年頃に問題を知りました。初めは、基礎年金番号導入時の事業所・お客様自身の手続き漏れと認識していましたが、社会保険庁組織全体・地方自治体の不備・不正も発覚し、組織だけでなく、年金制度自体の信頼が揺らぐ重大な問題であると認識しました。	年金記録問題が発覚した頃は事務所でしたので、まず、電話・窓口等でお客様に対して正確・丁寧な説明を心がけ信頼回復に努めるとともに、ひとつでも多くの正確な記録統合を行うよう事務処理を迅速に行いました。 反省点としては、当初は全国統一的な対応処理マニュアルがなく、現場が混乱して事務処理が進まなかったことが挙げられます。
10862	地方庁	その他(社会保険事務所)			問題が存在することを知ったのは、一連の年金記録問題が世間で騒がれてから。 適用や徴収の係に配属され、年金請求の業務に携わったことがなかったので、あまり認識がなかった。 それまでは、年金請求の際に自身の記録を確認すればよく、浮いている記録があっても、問題なく統合できるものだと思っていた。 期間調査の申請が多いなとは思っていた。	手書きの名簿の文字や数字がきたなく、判別できないものが多い。もっと明瞭に記載すべきだったと思う。
10863	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		正直センター等に職員を増強配置しても限界があると思います。人間の記憶との勝負ですから、あいまいさもあります。記憶違いもあります。実際に給与から何か天引きされていた、としても社会保険料とは限らず旅行会のような積み立てであったり、社内レクの積立金の場合もあります。なぜ、広報に力を入れないのか疑問です。もっと広報に力を入れてほしいと思います。脱退手当金のこと、事業所自体の適用のこと、様々なケースがあり、記録照会の回答が遅れて申し訳ない、という広報だけではなく、当時の年金環境を広報すればもう少し反応が変わると思います。さらには、マンパワーの投入であると思います。第2センターでの記録確認整備ももちろん力を入れて取り組むべきと思いますが、コールセンターの増強を希望します。年金ダイヤルにかけてもつながらない、事務所もだめだという苦情がなんと多いことか。これ一つでもやっぱり社会保険は、というレッテルを貼られているのではないか、とも思います。県立病院が昼2時間、休息があっても誰も文句を言いません。解決は遠くても電話すればつながる、という安心感が出ると、不用意な苦情がへ減り懸命に記録問題へ取り組んでいる社会保険事務所は評価されるものと	一番疑問に感じたのは、年金給付課に在籍していた時で、記録は裁定請求時点で直せばよい、と先輩から教えられましたが、いざ審査を開始すると昭和20から30年代の記録がほとんどなく、東京等へ照会するとあっさり記録なし、で回答が来たときです。 当時の岩手では、だめもとでも良いから、パートや手伝いでもいいから在籍した会社はみんな書いて、と本人へ指導していたはずです。 直すのは裁定請求時で、しかも調査も簡単に終わらされて大丈夫かと思ったことがあります。	その後の事務相談等においても必ず、どんな短い期間でもいた会社を漏れなく書いて、とお願いして裁定請求書を受付していました。 年金記録問題はかなり根っこが深いと思いますが、国民年金を長くやっていて納付組織が解体されたこと、第3号制度が出来て女性の納付意識がかなり薄くなったこと、など年金が身近なものから次第に遠いものになっていったような気がします。若手の中にも一生前納とは何ですか、みたく過去の年金制度を知らずにいる世代もいます。 納めたからこそもらえる年金、という本質に帰るべきではないか、とも思います。
10864	地方庁	社会保険事務所長	知りません。 年金記録問題検証委員会や年金記録問題作業委員会で調査され、公表されているもの以上にはないものと思います。	未統合の記録についてはお一人お一人に確認していただくしかないものと思いますが、そのためには人員の確保が必要と思います。 納付記録や加入記録がない方については、年金記録回復委員会で検討していただいている救済方策といったもので、できるだけ早く記録を回復していくことが必要と思います。	統合されていない記録があるという認識はありましたが、5千万件という膨大な数の未統合記録があるとは思っていませんでした。お客様が来訪されたときに確実に統合していけば良いという程の問題意識しか持っていませんでした。 特に平成11年に年金給付課に配置になったときに一人でたくさんの年金手帳記号番号を持ち、基礎年金番号に統合されていない方が大勢おられることを意識するようになりました。	お客様が年金加入期間照会や年金請求に来訪されたときには収録されている記録を確認していただき、間違いがあれば職歴等詳細にお尋ねし、紙台帳やマイクロフィルムでお客様の記録を探し出すよう対応しました。 また、年金記録は、正しい年金を受け取っていただくために大切なものという認識が不足し、正確に記録し保管しなければならないという使命感や責任感が職員一人ひとりに欠如していた。職員一人ひとりが年金記録の管理を正確に記録していかなければならないという強い当事者意識を持って取り組んでいれば、記録管理の方法やシステム等もより良いものになっていたと思いますので、年金記録の管理を自分の仕事として主体的にどうすべきか考えてこなかったことが一番
10865	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	特別便未回答分の早期回答、定期便の適切な対応により信頼回復に一人一人認識を持って取り組む	手作業時代の年金記録を社会保険庁に遡及をして庁でコンピュウターに登録されている年金記録が統合されていると思っていたのでニュース等で取り上げられるまでは、知らなかった。	過去の経過を説明してお客様にご理解をいただく様対応している。 反省点については、今後正確な処理により問題が生じたらすぐに対応していくような体制を確立すること。
10866	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	ねんきん特別便、定期便による確認を一人ひとり丁寧に行っていくことしかないかと思います。	加入者、受給者の将来や現在の生活に重大な影響を与える年金記録の喪失ですから、解決すべき最重要課題であると思います。 基礎年金番号の導入の法改があったときに、年金手帳(記録)を複数持っている方の存在を知りましたが、年金異動時や裁定請求時にその都度、複数記録の整理、統合を丁寧に実施していたため、このような大きな問題に発展する規模のものとは思っていませんでした。	朝ビラの配布、街頭相談、旧台帳調査、特別便相談などに積極的に取り組んできました。 これまで私たちがいかにずさんな対応をしてきたか、また、市町村の指導や協力の得方、事業主への適正な届出指導、国民への制度周知など、さまざまな要因が重なっての今日の事態を生じさせてしまったものと反省しています。
10867	地方庁	その他(社会保険事務所)	質問の趣旨に副うか判りませんが、資格喪失届の用紙に退職日を記入する欄がないのがお客様にとっても我々にも不便だと思います。 事業所から郵送された喪失届で、とくに喪失日に月末の日付を記入された場合に喪失日と退職日のどちらで記入しているかで保険料はもちろん加入月数も変わってきます。 また、ご本人が保険の切れた日を把握する機会がなかなか無く、退職して随分たってから月末まで在籍していたのに・・・という話になることもしばしばあります。	喪失届に限らず、お客様の声や職員の要望に基づいた届出用紙の改変を希望します。	こんなにたくさんの方が転職されていることに正直、驚きました。 昔の年金記録の管理の仕方を完全に把握できていないので何とも言えませんが、昔はコンピューターも無かったでしょうから、現代の感覚とずれることもあるかと思います。 現在は、基礎年金番号が導入されたことで、一人一つの番号となったので一歩前進したと思います。 一人の方が幾つも年金番号を持っているのを知ったのは平成12年頃だと思います。	お客様の年金記録がきちんとご本人のものになるように事務処理を行っていきたいと思います。 国民年金と厚生年金の2つの制度が別々に管理されていた点、 お客様の連絡先を把握しきれていなかった点(今でも電話番号など把握できていないものもある) ご本人に記録を提供してこなかった点 あとは、お客様からも指摘されたのですが、私個人も以前から思っていたことで義務教育の中で税金と同じように年金も大事な義務であることを、小さい頃から教えることが大事だと思います。
10868	地方庁	社会保険事務所長	なし	「今後の道筋」に示された各種取組事項を、確実にスピード感を持って実施していくことに尽きると考えます。ただし、「最後の一人まで」解決することは現実的に無理があると思われるため、費用対効果も考慮し、国民の納得が得られる段階で、完了とすべきと考えます。	平成9年1月に基礎年金番号が付番された際、回答の催促はがきを送付したにもかかわらず、回答率が低かったことは知っていましたが、5000万件の未統合記録があることは認識していませんでした。	裁定請求のときに年金記録を確認すればよいといった考え方が問題であったと考えます。 また、未統合記録を早期に解消できなかったことが反省点ですが、その当時、大蔵省が膨大な予算を付けたか疑問の残るところです。
10869	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	扱っている記録の重要性と管理徹底を軽視した組織的な問題とほとんどの浮いた記録の大半は被保険者が当時加入していたころの手帳を紛失したりしたことに起因することから、国民の制度無関心の問題。問題を知ったのは国会で取りざたされた頃の2.3年前。	正直、全部探すことなど到底無理だが、もてる知識を駆使して調査に従事した。基本的に膨大な情報に関わる業務であるうえに制度が一般的に複雑すぎる。報告などを上部組織がひたすら求めてくるが、制度は理解していても全くといっていいほど現場の状況と業務を理解してない。組織運営の上層部と現場の意思の疎通と協調を持つべきでは?
10870	地方庁	その他(社会保険事務所)	未統合の手番は本人確認ができないものが多く、1件残らず整理することは困難である。 再裁定処理は、20年中に遡及されたものの処理が遅れており、受付から1年以上経過しているものが多く、お客様からの苦情になっている。	何が一番遅れているかという現状再確認とその体制の見直し。	認識し始めたのは一般に報道された頃からである。 ただ記録漏れなどは裁定請求時などに解決できるものと漠然と思っていた。	年金番号の管理方法がそもそも良くなかった(制度的な欠陥)。 記録問題以降は、電話対応や来訪者対応において、相手にわかりやすいように働きかけ、非は認め、ご理解いただくように努めている。
10871	地方庁	その他(社会保険事務所)		全職員が一丸となって問題解決に取り組む。	社会保険庁で未統合の記録を管理するシステムが存在しないための問題。 平成19年頃知りました。	ねんきん特別便やねんきん定期便で相談に来ている方以外のお客さまについても、特別便照会画面等を確認し、未統合記録がないか確認しながら対応しております。
10872	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	さらに広げた救済策(虚偽申告が判明した場合の罰則あり)を策定すること。	例えるならば、全ての業務を中断してでも早急に解決するべき問題。 平成18年頃知ったと思います。	急いで解決するべき問題ではあるが、慎重かつ正確な事務処理に努めたが、早期から時間と人を費やし、この問題に取り組むべきであったと思う。
10873	地方庁	その他(社会保険事務所)	現時点においてはありません。	日常業務をしながら記録問題に取り組むにしては、職員数が少なすぎると感じます。また、職員数を増やすことができるのであれば、記録問題に特化したチームを作り、被保険者、受給権者への訪問も視野に入れて徹底的にしなければ解決には至らないと思います。	信頼のない制度は成り立たないので、年金記録問題は今後の年金制度が存続できるかどうかの非常に重大な問題と感じていました。 厚生年金と国民年金でそれぞれ年金番号が違い別管理になっていたということにおいての問題であれば、それを認識したのは、社会保険に採用後すぐのことでした。 厚生年金保険料の改ざん、国民年金保険料の納付が納付記録に反映していないという問題はメディアが取り上げ始めた頃に問題の存在を知りました。	社会保険に採用後、問題意識を持ちましたが、最初の段階では大きな問題であるとの認識がかけていたと思われます。また、日常業務に追われ何もできませんでした。 反省点としては、問題発生時に組織として問題を把握し、行動に移す体制ができていなかったことだと思います。問題が発生しても個人のレベルでの行動には限界があったと感じていました。
10874	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし。	民間へ委託できないか。社会保険事務所(年金事務所)の正職員を増員すれば可能かもしれないが、特定やアシスタント職員を増員してもそれを管理し指導していく正職員に負担がかかってしまい、平常業務も進まず、スムーズに問題解決しない。また、年金記録確認について、期間照会業務を集約化している県の方がスピードが速い。期間照会のみならず記録整備事務全般を集約化すればさらに早く作業が進む。集約せず片手間に各課でやると、どうしても平常業務を優先させる傾向(直接のお客様を待たせないため)となる。 集約化のリスクとして、現場の人員が減り、お客様へのサービスが低下してしまう。年金記録問題については民間委託がいいと思います。	厚生年金記録について、業務センターでのパンチ誤りと思われる事象について見かけたことはあった。また、基礎年金番号導入後も、統合されていない被保険者が多数いた。行政側としてのミスもあれば、被保険者の手続きもれもある。年金請求時に整備されるので私個人的にはそこまで重要視していなかった。	一人の力ではどうにもならないことがわかりました。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10875	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	・未統合の年金記録が多数存在している要因は、 ①厚生年金被保険者の住所管理がされていなかったため、転職等により、新たな年金手帳記号番号が払い出される結果となった。 国民年金では、市町村を経由して異動届が提出されるため、住所管理もしっかりしており、転出入届けは住民基本台帳に基づき為されていることから、年金手帳記号番号が重複されて払いだされることが、厚生年金に比較して少ない。 ②厚生年金では、年金手帳記号番号が重複して払い出されているケースが多くある。(転職毎に新たな記号番号を払い出していたため)	・今後対応すべき未統合記録は、約1000万件とされていますが、すべての解明には相当の時間を要すると思います。大臣の、「ひと、もの、かね、」という発言がありましたが、時間も必要と思います。	・番号重複が多数存在しているにもかかわらず、基礎年金番号の導入以前は、まったく施策として考えられていなかったと思われます。こうしたことが現在にいたったものと思われます。	当時は、何を言っても聞き入れてもらえなかったのではないでしょうか。 年金記録問題は、国全体の問題です。実施庁である社会保険庁の責任が一番重いかも知れませんが、国民全体で解決していくべきものと思います。
10876	地方庁	その他(社会保険事務所)		よくわからない。	重大な問題であると思った。いつ頃知ったかは覚えていない。	昔の紙台帳を再確認してオンライン記録の正確性を高める必要があると思ったが、何も行動できなかった。被保険者からの依頼があってから調査すればよいという待ちの姿勢であったことが、反省点として挙げられる。
10877	地方庁	社会保険事務所課長級以上	カッセト記録について、手番に氏名・生年月日が収録されていないので、得別便の照会対象になっていなかった。	記録を収録したうえで名寄せを行う。	過去記録の照会・回答事務を以前から行っていたが、徹底した事務になっていなかった。平成10年ごろ。	社会保険庁とか、その上で問題意識をもっていなかった。現場の実態を把握しきれていなかったため、有効な手段を取れなかった。
10878	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じていません。	現時点において、調査は十分行われていると思うが、未だ記録に疑問を抱いている方もいらっしゃるのは事実である。一部にはある程度調査を繰り返して納得を得る必要もあるかも知れない。	社会保険と受給者・被保険者の信頼関係の根底にあるものと考える。 マスコミ等で報じられるようになってから。	私自身としては、窓口・電話等で相談を受けた際、記録への不満だけでなく、不安もできる限り受け止められるよう努めた。 解決した・しないの数値に基づいた国民への報告も必要だが、職員がどう努力しているかや市町村等関係者がどう協力しているかもメッセージとして世論に送っていくことも必要であると考え
10879	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	わかりません。	未統合の厚生年金記録があることは、資格照会の係に配置になったときから知っており、調査の仕事は大事だと教え込まれてきましたが、未統合記録が5千万件、未収録の旧台帳が厚年・船保合わせて1466万件もあること、又、他の問題等も今回知りました。 加入記録は年金額に直結しますので、加入記録が納得できなければ、年金制度に不信感が生まれ、制度の維持に混乱が生じると思いました。	統合処理は本人の申出・記憶が頼りの業務です。会社の厚生年金適用の変遷(規模・業種)を理解いただき、お申し出の職歴について適用の有無・加入の有無等、納得いただけるよう調査・説明に努めてきました。 年金記録問題の反省点としては、一人一手帳番号の徹底のための広報活動が、不充分だったのではないのか。(正しい届出がされないと記録に漏れが発生してしまう、現在も届書に手帳番号未記入等不備がみられる。)被保険者名簿名簿をオンライン収録する際、過去の記録なので正しい氏名フリガナの確認ができないまま収録したこと等が考えられます。
10880	地方庁	その他(社会保険事務所)		人員対策	この問題につきましては、平成19年に社会保険事務所に勤務して知りました。当時、窓口において相談業務もしていましたので、問題の大きさを実感していました。自分のできる範囲の対応をつくしましたが、非常に苦慮しました。問題が日増しに大きくなる中、社会保険庁及び制度全体への信頼に大きな影響が出てくると日々感じていました。	誠意のある対応
10881	地方庁	社会保険事務所課長級以上	オンラインで表示されない厚生年金のカセット記録が多数存在し、年金記録確認に大きな障害となっていること。	カセット記録のオープンは業務センターで対応しているが、遅々として進んでいないものと思われる。再裁定業務が一区切りしたら、担当者の増員により早急に対応すべきと思う。	手帳記号番号時代に同一制度で複数の手番を持っていた方、基礎年金番号導入後も国年手番と厚年手番が統合されていない方が多数存在していることは承知していた。これらは年金請求時などの機会に徐々に統合整理されていくものと思っていたが、年金給付業務に携わるまでは、これほどまで多くの不統合記録があるとは思ってもみなかった。また、手番の不統合以前の問題として、オンラインで表示されない多数のカセット記録の存在や同一の手番で厚生年金に加入しながら被保険者ファイルに収録されていない加入記録があるなど、手番の不統合以前の問題があることに、自分としても驚いた。	年金記録問題については、お客様お一人おひとり、丁寧に記録を確認し正しい年金加入記録にし、お客様に納得いただくことを心がけて対応した。しかし、カセット記録が完全に被保険者ファイルにオープンされない状態、事業所名称検索システムが作成されておらず、事業所名称からの記録検索が困難な状態の中での確認作業で、お申しでいただいても発見できなかった加入記録やお客様に提示してご確認いただけなかった加入記録が多数存在するものと思われる。少なくもカセット記録はもっと早い始期に全てをオープンさせておくべきだったと思う。年金裁定時に判明し、年金給付に結びついた加入記録もあったものと思う。
10882	地方庁	その他(社会保険事務所)	これまで話題にのぼったこと以上のことはしりません。	職員一丸でがんばるしかないと思います。	国民年金の納付もれについては、10年以上前から知っていました。 領収書持参の被保険が来所されることがよくありましたのでいつか問題になるとうすうす感じていましたが何もできませんでした。	結局、問題勃発するまで、なにもできませんでした。
10883	地方庁	その他(社会保険事務所)			「年金記録問題」というものが一般的には未統合記録を含まれていることから考えて回答すると、これは平成9年の基礎年金番号導入により未統合記録が発生、平成10年からの名寄せ作業の開始ということで、当時入庁したばかりでしたが通常業務のひとつと考えていました。問題意識なく単純に存在を知ったということだと、名寄せ開始のときです。「年金記録問題」と報道等される前から未統合記録を早急になくさなければと感じてはいましたが、「問題」とうい認識はなかったと思います。	通常業務として記録統合をし、きちんとした記録で回答できるよう努めました。今考える組織の反省点として、記録問題だけでなく、すべてにおいて被保険者への周知が足りない、されていなかったといってもいいくらいだと思います。また、年金記録について、「未統合記録があるのは制度的にあたりまえ」という意識があったのではないかと思います。わたしが入庁したときは基礎年金番号が導入されていましたので、わたしが「通常業務」と感じたということはそうゆうことだと思います。期間調査の業務をやったことがありますが、仕事を知れば知るほど台帳をみるたびに、いいかげんな仕事をやっていたんだなと感じました。自分たちの仕事が人ひとりの人生にかかわる仕事であるという意識レベルの低さがすべての反省点だと思います。
10884	地方庁	その他(社会保険事務所)			すでに問題化してから入りましたが、クレームの多さ、社保の問題にはおどろかされました。	現時点での対応策で回答等に応じていました。 注意不足、知識不足が招いた結果なので、一人一人のスキルをあげる必要がまだまだあると思います。 お客様とのやりとりの過程で、話がかみ合わなくなることも多々あり、相手方が誤解したまま相談が終わってしまっているケースもある。問題の大小にかかわらず、その一つの回答の間違えが大きな問題にもつながってゆくと思います。 そういったやりとりのなかで、相手の気持ちにすり合わせるようなコミュニケーションを図ってゆくことができれば、大きな問題を抱えたお客様が相手であっても落としどころを見出せる可能性があるのではないかと思います。 嫌がらせの類ではなく、正論を有するクレームに対し、いまいち責任の所在がはっきりしないゐ、お客様の感情が消化不良を起こしていると感じます。あまり、たらいまわしにしない方がいいのではないかと思います。
10885	地方庁	その他(社会保険事務所)	各種報道で知らされた事以上のことは存じておりません。	持ち主が分からなくなっている記録について、分からなくなった原因を今一度はっきりさせることが重要と考えます。	私が職員として採用された6年前は健康保険の業務に従事しており、年金のことは一切わかりませんでした。記録問題に対する認識すらありませんでした。ただ、統合されていない年金記録については、ご本人が受給権を得る年齢になってから統合しても遅くないと考えており、持ち主のわからない記録が何千万件もあるとは思っていませんでした。	年金記録のことでご相談に来られる方の、どのような些細なお申し出でも大切にして記録の特定に当たりたいと考えます。 反省点は、将来の人生設計に関わる大切な年金の記録でありながら、その管理がずさんだったことに尽きると考えます。紙台帳からオンラインに移し変える際に入力ミスが多く出たにもかかわらずチェックが及ばなかったこと、厚生年金記録の台帳に被保険者の住所を記録する項目がなかったことが、現在になって記録を特定させることの困難さにつながっていると思います。
10886	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にございません。	現在おこなっている方策しかないと思いますが、期限ありきではなく、最後の一件まで解決するよう努力するしかないと思います。	過去からの制度的な問題が大半であり、今回、国民年金の納付していたにもかかわらず未納になっている問題については、ここ数年に知りました。	来所された方の年金記録について、間違いがないと申し出がある場合でも、必ず検索をし可能性のある記録の確認を行っていました。
10887	地方庁	その他(社会保険事務所)			国として年金記録の管理が、徹底されていなかった。 採用されてすぐに、変色した厚生年金の紙台帳を見た時	一人でも多く、もれている年金記録を判明させなければいけない。
10888	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	特にありません。	記録問題が存在は、報道で取りざたされて初めて知り、一刻も早く解決するために、まずは国民の皆様に自身の記録について関心を持っていただかなければならないと思いました。	問題が発生した当初は、国民の皆様から照会のあった記録の照会を一刻も早くお送りできるよう努めました。 記録問題の発生には、まず1番に社会保険庁での杜撰な入力処理や管理に問題があったのだと思いますが、他に被保険者本人の自分の年金に対する関心の薄さや認識の甘さ、事業主の届出のいいかげんさなども原因として挙げられると思います。 ただ、なぜ事業主がいいかげんな届を出してくるのかということを考えると、いい加減な書類であっても、社会保険が受理してくれたからだと思うので、今後は新たな年金問題が発生しないためにも、きちんとした届の受理に努めることが必要だと思います。
10889	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	知識や経験がある職員が辞めないように労働環境の改善からはじめるべきだと思います。スキルの高い職員が過酷な労働環境に耐えかねて数多く辞めています。その代わりの人数合わせだけの人事をしても、全体としての能力は低下し、問題解決から遠のいているのは明らかです。人数が多いから良いのではなく、個々の能力こそが重要だと思われます。期限付きの職員を数多く採用するのであれば、その前に一人の職員でも辞めないようにするにはどうすれば良いのか考えるべきです。特に結婚をしたり、子供ができたために女性職員が辞めてしまうパターンが多いので、その能力を生かすための柔軟な労働条件を考えてほしいと思います。	社会の関心も非常に高いので、迅速に解決するべき一番の問題だと認識しています。 また、このような問題が存在するのは今回発覚するまで知りませんでした。	迅速に解決へと向かうために、年金記録問題を一番の最重要な仕事として取り組んでいます。現時点では全国どこの事務所でも同じだと思いますが、解決を急ぐあまり期限をもうけたりなどして、解決する、という意味が変わってきているように思います。時間がかかりすぎるのはもちろん良くないのですが、国民の皆さんが望んでいるのは早く解決することプラス内容がすべて解明することだと思います。今は解決を急ぐあまり、調査の中身が問われていない感があります。これではまた数年後もしくは数十年後に同じような問題が起こるような予感がしています。
10890	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	第三者委員会の決定には、現場を経験してきたものとして賛同しかねるが、法律が変わったと考えて対処するしかないと思っている。	膨大な量のため、管理は大変だと思っていた。また、記録を進達していたころは間違いのないように処理していたと思う. 問題が存在することを知ったのはこの問題が発生してから。	窓口年金相談担当であったため、毎日過重な業務と来客対応に追われ体調を崩す毎日であった。個人個人の責任ではなく将来を見越す目がなかった国および厚生省に責任ありということなのかなと思う。コンピュウター のなかった時代からの業務であり、その時そのときのやり方としては、正しかったと思う。
10891	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ありません。	在籍前からのぞき見や無駄遣いといった問題でとりだたされていました。 在籍してからは「職員のずさんな管理のための浮いた年金記録問題」が騒がれるようになりまし	制度発足当初からオンラインシステムと基礎年金制度を導入してなかったことが問題だったのではないでしょうか。全国の記録を紙管理で完璧に管理することは難しいと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10892	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	年金記録に関して、本人からの情報をいかにスムーズに受取れるか、またその情報を全国レベルでスピーディに確認できるかにかかると思われる ・情報なくして解決は難しいので、いかに分かりやすくお知らせして解決に繋げるか 今まで、加入者および受給者にたいして、同じ記録のお知らせを何度も郵送するのは、混乱し、無駄がおおくなっていると思う。 また、電話等の問合せに、スムーズに対応できるように、情報を一元化する 情報の確認を、受給者や加入者本人ができるシステムを構築する (Webで、携帯電話、携帯端末等) ・職員のモラルも解決に向けての重要なポイントになると思う。 モラルの向上が最優先であると考える	・最優先で解決すべき問題 ・年金記録問題の原因として(入力ミス、事務処理ミス等) お客様に説明できない問題が多すぎる ・H20年6月から特別便の窓口を担当してから (特に旧台帳の記録処理を担当してから、問題の深さを痛感した) ・標準報酬月額の遡及案件のフォローアップを担当した時には、 現場職員よりは、企業経営者(事業主等)の社会的責任の大切さを痛感した ・ここでも職員のモラルがかかわっていたと思われる	・まずは、お客様の情報を些細なことも聞き取り、 会話から記憶をたどっていき、整理していただいた。 たいてい、皆様、思い出していたと思う。 ・年金記録の正確さを重視 マイクロフィルムでの確認を行ったが、マイクロフィルムにも問題点があった。 ・社会保険にかんする知識が、とても重要。 お客様にとって、自分が対応したことによって、不利になっていないか、 不公平になっていないかと、問いかけていた。 自分の社会保険にかんする知識がとても重要と痛感し、反省していた。
10893	本庁	その他(本庁)	知りません。	解決に向けての具体的な方策は、なかなか思いつきませんが、時間がかかっても、誰の年金記録かの確認作業を行っていかなければいけないと思います。	基礎年金番号に統合されていない年金記録があることを、年金記録問題として認識したのは、世間で騒がれるようになってからです。 それまでは、問題として認識しておらず、年金請求があった時に、統合されていない年金記録を調べ、本人のものかどうかを確認のうえ統合し、年金の裁定を行うのが普通と思っていました。	記録の検索については、出来る限りの可能性を考え、記録を見つけるよう努力しました。 年金裁定時に記録の確認をしたり、国民年金の戸別訪問の際、記録を確認して統合していましたが、それを普通と思わず、問題として認識していれば、もっと早くに記録統合が解決に向かっていたと思います。
10894	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		記録問題を知ったのはこの5年以内です。年金請求手続きの際、記録の整備を行っているのは把握していましたが、それ自体、平成九年まで基礎年金番号を使用してなかった以上、当然出てくる問題でそれほど深刻に捕らえてませんでした(他国の年金制度でもおこっている問題と知っていましたので)。事務所全体で記録の統合・補正作業にあたり、事の重大さ(昼の膨大さ)に気づいた次第です。	できる限りの補正・統合作業に取り組んできましたが、未統合の記録は完全にはなくらいない、記録問題はなくせない事が現在の反省点だと思います。過去の記録が台帳の手管理であること、マイクロのデータは見にくく、データの呼び出しに時間を要し、さらにマイクロのデータ収録処理に問題がある(検索に知識が要る)こと。都道府県ごとの照会作業で、さらに時間を要していること。件数が多く、回答・統合までに時間を要しているにも係らず、人的要因(マンパワー)の改善がすすまない事。以上が解消できれば、記録問題がなくせそうですが、現状では非常に困難な
10895	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし。	複雑な問題なので、専門職を設置し、対応していくことが必要。	過去からの積み重ねであるが、法律改正による制度の複雑化。 世間で騒がれはじめて知った。	記録管理の不十分な点。
10896	地方庁	社会保険事務所課長級以上	社会保険庁のカセット記録でいまだにオープンしていない記録がある。	再裁定および時効特例の支払を早くする。 カセット記録を全部オープンする。	記録管理の難しさを認識していた。平成12年頃と記憶いている。	出来る限り本人の記録を探し統合してきた。 氏名索引や事業所名称索引でわからない記録管理システムになっていること。
10897	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	職員研修などの実施	大変な事と感じた。平成17年頃	毎日の業務終了時での反省も踏まえ書類の見直しなど。
10898	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金保険被保険者について、退職日の翌日が資格喪失日となるところを、退職日をそのまま資格喪失日と届け出ているために厚生年金加入期間が1月少なくなっているケースが少なからずあると思われます(月末退職の場合、喪失日は月初だが、月末が資格喪失日となっている)。	上記の問題については、例えば月末喪失者については雇用保険記録との突合をし、第三者委員会への申立てをせずとも、一定の条件の下に職権で訂正可能とするなどがひつようではないかと思われる。	年金記録問題が存在することを知ったのは、平成18年に在籍した業務課で、オンラインに収録されていない膨大な数の旧台帳記録の存在を知ったときです。 当時は、本人からの申し出があれば、調査しオンラインに収録して年金額に加算するという対応をとっていたと思われますが、そのような対応で全件が処理できる分量では到底無かったため、由々しい問題だと認識していました。	平成19年以降は年金給付課への配属となり、またねんきん特別便等により記録訂正への動きが加速したため、主に現場でお客様と直接対するごとで、記録回復に努めています(～現在)。 記録問題について一番の問題点は、制度発足時からの記録管理について、主に厚生年金の制度自体が不十分だったためと思われます。1人に何個もの年金手帳番号が払い出されたり、戸籍住民票等との突合せ無しで氏名生年月日等の登録を行うという制度設計自体が甘かったものと思われます。 それに加えて、台帳記入時の記入の誤り等も発生し、紙台帳自体の信頼性が損なわれたと考えます。 また、オンライン化及び基礎年金番号制度導入にあたっての記録整備に対するスタンスのいい加減さが混乱を決定的にしたものと考えます。
10899	地方庁	その他(社会保険事務所)		ひとりひとりの年金に対しての相談や不安にしっかり耳を傾け、疑問にできる限りのわかりやすい説明を行う。また、職員同士でもコミュニケーションを密に図り、知識や情報の共有を心がけ		
10900	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	取得届をご提出いただく時に、極力、疑重複を出さないように、氏名検索、職歴調査などを行うようにする。	基礎年金番号導入時に旧姓がある方などの調査を行った際、回答いただけずに、そのままになっている記録がかなりあったのではないかと認識しておりました。また、年金の裁定請求時にご本人に職歴を確認させていただいていたはずですが、それが不十分だったと認識しております。マスコミ報道がされるようになった平成19年5月頃だったと記憶しております。	年金相談の窓口や電話で直接、対応させていただく際に、考えられる氏名の検索やまた、WM記録と旧台帳の突合を積極的に行うようにしました。当時の紙台帳がすべて確認できなかったり、手書きのため不鮮明で判読が難しいなどかなり問題があると感じました。届出の際に漢字、読み方の確認を徹底させるべきだったと思います。
10901	地方庁	その他(社会保険事務局)		定期便を利用して、自身の加入記録のお知らせではなく、再確認の意味をもっと強調していく。(送られてきたねんきんとく別便や定期便の記録は正しいものと勘違いして受け取っている方もまだまだいると思われます。)マイクロ化など全国どこでも古い記録をすぐ確認できるようできる限り行う。	給付課に在籍時に未統合の手番がよく出てくるとは感じていた。若いころの記憶を思い出してもらうのは困難な場合もあるのでもっと早い時期に確認できていればと感じながら業務に携わってはいました。ただ、このような年金記録問題(標準報酬改ざん含め)の存在を知るようになったのはテレビ等での報道が出てからです。	なかなか年金を身近なものに感じられない点で自分の記録を確認しようと思わない。年金請求時期になって初めて確認する方が多かったのでは。
10902	地方庁	その他(社会保険事務所)	私が社会保険事務所に勤めてからは、いわゆる「消えた年金」等の世間一般で注目されている問題を中心に職務にあたっているため、それ以上のことは正直言ってよくわからない。	年金特別便の回答や、遡及数を事務所レベルでのノルマではなく、個人レベルで一日何件等のノルマを課すべきだと思う。そうすることで、事務所内の職員同士でも競争意識が芽生え、結果として処理のスピードが上がるのではないだろうか。 また、年金記録問題は、職員のお客様の年金記録に対する考えの甘さが招いたものであると考えられる。今後は、こういうことを発生させないようにするために、職員と住民が接する機会(例えば年金の説明会)を増やす等して職員の意識を高めたり、外部委託等によって、記録をチェック・管理する部門を強化すべきと考える。	社会保険事務所に勤める以前から、マスコミで年金記録問題が報道されていたため、それにより知った。	今日の年金記録問題への対応において、件数が膨大であり、処理に時間がかかってしまっているのが現状だが、この「件数が膨大」という理由によって、だから時間がかかるのは仕方ないという意識になってはいけないと思う。私自身も、電話や窓口で、そういう意識を持ちながら対応したことがあったので、そこは反省すべきだと思う。適切な処理をしていれば、そもそも問題は起こっていなかったはずなのだから、お客様視点に立ち説明義務を全うし、記録問題早期解決に貢献したい。
10903	地方庁	その他(社会保険事務局)	実務経験があまりないもので、自身で知っていることは報道されていることくらいです。	政府の方針にもありますが、人員や予算を短期間に集中的に集め、事務処理を一気に進めていくのが良いと思います。	採用当時に業務課に配属され、健保・厚年の届書をWM入力する際に複数の年金手帳を保有している被保険者がおり、同僚の先輩に処理方法について助言を求めたところ「年金受給手続きまでに基礎番の統合をすれば今は問題ない。」と言われたことがありました。当時は新人であったため、深く考えず先輩の指示のとおり処理し、その後は主に総務関係の業務をしてきており、問題が世に大きく出回ってから、自身もこれは大きな問題なのかと思いました。	ここ数年は、自身の仕事が総務関係ばかりでしたのであまり胸を張れるような対応はできませんでしたが、年金記録問題にかかる休日での業務には積極的に支援するよう努めました。 また、年金記録問題についての反省点としては、社会保険職員と国民との問題意識の違いが大きいのではないでしょうか？というよりは、少しマスコミが国民へ不安を煽りすぎている部分もあるのではないでしょうか？当然、問題であることには違いありませんが。 ですから、これからは国民の信頼回復に向けて職員一同頑張っていかなければならないと思い
10904	本庁	その他(本庁)		現在の取組を引き続き実施する。	組織のあり方、労働組合との関係、システム上の問題等の様々なことが要因がとなった複雑な問題。 知ったのは、一般に報道されるようになってから。	問題を先送りすることなく、迅速に対応するべきであった。
10905	地方庁	社会保険事務所課長級以上			年金は、加入者が死亡した後も給付が継続するため、加入記録については、100年間近く保存管理が必要と考えています。しかし、昭和20～30年頃の加入記録が誰の物か判らない状態で残っている事はおかしいと思います。 この問題については、年金記録問題が表面化した時期に知りました。	社会保険の職員として、できる限り調査を行い、正しい年金給付となるよう説明を行うよう努力をしました。 経費と人材は必要ですが、記録照会システム等の検証を行い、正しい記録をできるだけ早期に回答する事が必要だと思います。
10906	地方庁	その他(社会保険事務所)		現時点で考えうる限りの方策は行われていると思う。 ただ確認作業は本人の記憶に頼るところが大きいため限界もあり、今後ますます困難な状況になってゆくかと思われる。本人の中で勤務イコール厚年加入と思い込んでいる人などもいるため、ケースに応じた丁寧な対応が必要になるかと思われる。	被保険者と保険者と事業主や共済組合、市町村等の相互の協力が同時に必要になる困難な作業で確認作業には莫大な費用がかかると思っていた。	一公務員としてできうる限り誠実に対応するのに努めた。
10907	地方庁	その他(社会保険事務局)			紙ベースでの保管からコンピューター管理への移行が完全に行うことができなかったこと。カセット管理されてしまった記録を通常の管理にしなかったこと。(氏名検索でも検出不可能の状態)また、基礎年金番号施行に伴い、手帳を複数保持していた方の記録統合が完全にできなかったこと(何度も統合に関するお知らせをすべきであった)、が考えられ、記録管理においても、記録統合においても社会保険庁がもっと早い時期に問題意識を持ち、対処すべきものだったと考えます。	年金記録期間照会業務に携わりましたが、お客様の記録の申し立てられる記録を、一つでも確認できるようお名前の変更がなかったか、読み方が違うようなことがなかったか、生年月日に違いがなかったかいろいろ聞き取りし対応しました。
10908	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	地道に調査するしかないかと思われます。	年金請求時に記録に漏れがないか確認して決定していると認識していました。	オンラインシステムが構築されてきた後、記録整備してこなかったのが反省点かと思われます。
10909	地方庁	社会保険事務所長			国民年金の収納について本人が領収書を持っているが納付されていない事があった。5年くらい前	保険料納付は年金受給に直接関わってくるので、入力もれなどのないよう注意を払った。必ず二人以上の担当者で見るようにする。
10910	地方庁	その他(社会保険事務所)			重大な問題だと認識しています。 いつ頃といっても、平成18年だったのか、19年だったのか。 「ねんきん特別便」を送付することが決定される前から、相談件数が多くなってきたように記憶しています。 ただ、基礎年金番号が導入される前より、「国民年金番号」と「厚生年金番号」をそれぞれ管理していて、年金給付時にちゃんとつながるのかなと漠然と感じてはいました。	「年金記録問題」として認定(？)される前より、窓口や電話応対の中で、基礎年金番号に未統合がないか留意してきましたが、この度のことで、今まで以上に懇切丁寧に対応しています。 反省点は、 ①広報が行き届いていなかったこと ②厚生年金を「住民票上の住所」で管理しなかったこと ③申請主義に固執していると思われること と、私は思います。
10911	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に無し	一件ずつ地道に進めていくしかないと思います。	国民生活を揺るがす大きな問題と思っておりました。任期付任用職員として社会保険事務局に入局する前です。	まずお客様からに誠意に謝罪して、今後どうなるかをきちんと説明することです。
10912	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	窓口対応する人、年金額訂正する人が足りていないと思いますので人員を増やして対応するべきだと思います。	台帳にふりがなをつけず記録管理していたために本人のものか確認が難しく昔の記録のため本人の記憶もはっきりとせずその記録が誰のものであるか調べることが難しい問題だと思います。 そのような問題が存在することを知ったのは平成19年に入ってぐらいだと思います。	できるだけ早く年金額が訂正され本人に支払できるようすみやかに訂正依頼をあげるよう対応しました。 機械管理となる前の記録は氏名のよみがなの登録が違っていたり、本人が年金請求に来られた際に詳しく記録確認していなかったことが反省すべき点かと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10913	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	1つでも多く記録を判明できるよう、目の前にある業務に取り組んでいくことだと思います。今後は記録の管理が最重要と考えます。とくべつ便によるご本人様への通知により、ご本人で自分の記録を確認していただくのが大事だと思います。また、全力で取り組み、償類回復に努めたいと	2年半程前だと思います。産休中のため、テレビ等により知りました。被保険者の年金に関わる重大な問題だと思いました。	当時は、産休・育休により業務に携わることはできませんでしたが、復帰後は問題意識を常に持ち、業務に取り組みました。年金記録問題は記録の管理のあり方に反省すべき点があったと思います。
10914	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	現在進めている記録の解明に向けた対策を継続して進めていくしかありません。	国民年金の納付記録の漏れなどが、散見される状況がありました。平成3年に国民年金担当となった頃から知りました。	一担当者として、記録を回復する処置しかできませんでした。 かなりの確立で納付記録に乖離があることはその時点で感じましたが、抜本的な解決を申し出ることはできませんでした。もっと、上部に向けて対応策の検討をお願いするよう要請すべきでし
10915	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	カセット記録や一時金記録、また共済移管記録等について、コンピューターで照会・確認ができるようになれば、調査等の時間が短縮できると思う。 記録補正について、誰がいつ処理したのか、また、補正前と補正後の記録がすぐに確認できるシステムが必要ではないか？	期間照会業務を担当していたとき、氏名のフリガナや性別等が本人の申し立てと相違しているものがあることを知りました。	その当時は、本人からの照会がなければ調査することはなかったと思います。 本人からの届出主義的な業務のありかたに問題があり、反省すべき点だと思います。
10916	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にございません。	あらゆる方策にて記録を結びつける手立てを行っており、これ以上の方策はない。地道に継続して問題の解決に向け頑張っていくしかないと思います。	基礎年金番号導入前に、年金番号手番が4～5に増えていき、統合処理がされず、忘れやすい短期間の記録が被保険者の記憶から忘れ去られた場合どうなるのか…等漠然とは思っていました。(同一生年月日・氏名の人物の特定)	事業所からの資格取得届等の届出に基づき、処理を行っていたのみである。(基礎年金番号導入後は問題なし)
10917	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	一件一件、地道に調査、記録の統合処理を進めていくしかないと思います。	平成19年の春、記録問題で騒ぎ始めた頃に、こんなにも記録漏れや未統合の手番があるということを初めて知りました。	お客様一人ずつ、一件ずつ着実に記録の整備をしていくしかないかないと思い、記録の漏れなどがないよう以前より慎重に対応するようになりました。 反省点として挙げるのであれば、記録の管理が十分でなかったのは言うまでもないことと思いますが、国民の年金についての関心があまりなかったことの影響も大きいと思います。今回をよい機会として、自分の年金ついて関心をもっていただけるようもっと広報活動等に力を入れるべきだと思います。
10918	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にわからない。	ひとつずつもう一度点検しなおすしかないと思う。	日本の国としての重大な問題として捉えていました。 国民の関心も非常に高いため、しっかり対応しなくてはと思った。 未統合の番号があれほどあるとは正直、 発覚したとき知った。	来訪されるお客様に丁寧に説明をしようと心がけました。 再裁定や記録照会の未処理が多くなり、 再度皆様にご迷惑をおかけすることになってしまった点。
10919	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	定期便にて確認。	厚生年金保険の期間照会担当時、本人さんの記憶にない記録があるという認識はあった。	別人であることも考えられるので、促すことはしても本人と断定するまではいたらなかった。 加入時より1つの年金番号で登録していくべきだったと考えます。
10920	地方庁	その他(社会保険事務局)		現在取り組んでいるさまざまな取り組みを少しでも早く完了させることが大切だと考えます。ただ、通常業務と平行して取り組んでいくとどちらの業務も遂行が遅くなってしまいます。できれば対策チームを作り、通常業務とは切り離し対応していければと思います。 また、今後において今回のような問題を絶対に発生させないことも非常に重要なことと考えます。	名前の収録の無い厚生年金記録等があることは、年金記録問題で知りました。ただ、基礎年金番号ができた時点で、基礎年金番号に収録されていない厚生年金番号や国民年金番号があることはわかっていましたが、被保険者については今後年金請求時点等で解決されていくものと思っていました。	基礎年金番号ができるまでについて、どうして厚生年金記録に被保険者の住所が記録されないのかなと思っていました。住所の登録があれは、宙に浮いたとされる厚生年金記録がもっと早く特定できたのではないかと思います。
10921	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	職員全員に自覚と責任を植えつける。 一部の職員だけの意識が変わっても、全体の意識が変わらなければ、外から見れば変わってないように見えると思う。		現在も、仕事に無責任な人間が多すぎる。 自分の仕事に責任をもって取り組みたい。
10922	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	疑問ですが、昭和61年以前は資格記録と給付記録があったと思いますが、今回の記録探しでは生かされているのでしょうか。 業務センターで裁定をしていたときは、旧台帳を台帳室から引抜きぬき別保管をしたと思いますが、これは今回の記録問題解決に生かされているのでしょうか。	各県、記録管理は同じだと思いますが、付属の検索するための資料、たとえば磁村であれば、磁・生年月日でマイクロ化した年金番号を検索するものとかあるのではないでしょうか。各県・事務所のオリジナルがもっと生かせる方法はないかと思います。	認識したころは、重要な問題であり解決に取り組む必あがあると思いました。 認識したのは、村瀬長官のチラシ配布したころと思います。	長官のチラシ配布の日忠願してチラシ配布に参加しました。 業務に有っては、庁の指示に従い全力で取り組みました。 点在している記録を一元的に管理することができなかったのかなと思います。
10923	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし	大臣を兼題として幹部や外部の方々が方向性について検討されているので、 職員は工程表に沿って実直に各自の業務を行うこと。	過去の年金記録に不備があり、訂正を行う事案があることは日常の業務の中で知っていたが、「記録問題」として公表されるまでは現在のような大きな問題と認識していなかった。	「記録問題」として顕在化した際に、現在の部署で担当していた事業の過去の経緯について確認を行った。立ち上げ当時から10年経過し、組織も担当も業務内容も変遷しているため、経緯を正確に把握することが難しかった。 組織・個々の担当者の長年の問題意識の欠如が大きな原因だと考え、自分自身も大いに反省している。 また、各事業(業務)について、企画部門で一括して検討資料を整理・保存すること、定期的に結果を検証する必要があったと思う。
10924	地方庁	その他(社会保険事務局)	何も知りません。今回の記録問題もメディアから知りました。	記録問題の解消には人員の増員が必要。 新組織に採用されない現職員の経験や知識も効果的。 能力・知識が毀な人材の採用を実行していくこと。	昔の人間はいい加減だと。一般人も社保の職員も。 管理不足問題。 19年6月ころ。テレビ・新聞で知りました。	謝罪の意をこめて、ただ誠実に対応。職員に同情してくれるお客さんが多かったので救われた部分はあった。 過去において1件、1件の記録整備を先送りにしたこと。 時間はかかっても当時のうちにできる限り対応しておくべきだった。
10925	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	マニュアルのとおり、坦々と処理していくしかないと思います。	記録問題と一口に言っても色々な問題があります。 不適正な記録訂正については、一切その事実は知りませんでした。 基礎年金番号に統合されていない手番がいまだに多くあることは承知していました。その記録について、旧紙台帳にフリガナがなかったことから、読み違えて オンラインに登録されている事例が多く存在していることや、生年月日の相違などから、本人の詳しい申立がないと、古い記録を探すのが困難な場合もあることは承知していました。	年金記録については、現在でこそコンピューターで一元的に管理しているものの、過去の長い期間においては各拠点で紙台帳で管理していていたことにより 記録の不備が多く存在すること。また、加入が任意だった時代や、手続き漏れによる記録の空白期間も多く存在したことなどから、あくまでも本人からの請求がない限りこちらとしても探しようがなく、請求行為により年金を裁定するものという認識でした。 記録問題では、それを社保庁のずさんな記録管理と言われ、正直驚きもありましたが、年金記録の回復のために、マニュアルの指示に従い事務処理を行ってきました。 基礎年金が導入されたときにも、多くの国民は関心がなかったのも広報不足によるところが多いと感じます。また、記録を整備していく上での対策が遅れていたところが大いにあり、今日に至っていると考えています。
10926	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	特別思いつきません	基礎年金番号に年金手番を統合していく業務は、徐々に行うものであり、最終的に年金裁定時に完了すればよいものだと思っていました。	いわゆる浮いている年金番号についていえば、基礎年金番号導入時にもっと統合を推し進めるような広報を行うべきだったのではと思います。当時そんなに話題にはなってなかったように思います。そうであれば浮いている件数はもっと少なかったのでは。
10927	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	現在調査依頼のあった事案を早急に回答することが一番の解決策と思われるため、作業人員を増員し1日でも早く回答する。	社会保険制度の根幹を揺るがす大変な問題と認識しておりました。年金記録は被保険者の方々が支払っていただいた現金の記録なので、それがあいまいに管理されていたとなると、この制度自体が崩壊してしまいます。 この問題を認識したのは3年ぐらい前だったと思います。	自分の記録に不安を覚え、記録の確認に来所・電話された被保険者の方々には、丁寧に対応しようと思いました。 当時、記録を管理していた職員の認識のあまさと、基礎年金番号導入時に、すべて対応できなかったこと。
10928	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	予算と人員(年金に精通した人)を確保する	基礎年金番号に登録されていない手帳番号がある。 平成9年に基礎年金番号を導入して以降	そのつど、ご本人に確認し登録処理票を書いていただいた。 年金への関心を持っていただく。
10929	地方庁	社会保険事務所課長級以上	年金記録の整備がされることにおいて年金受給者の年金額が必ずしも増額するとは限らないこと。 年金記録が作成された情報について ・加入者からの事業所への申出内容が正しいものとは言い切れない ・事業所からの届出内容必ずしも正確な内容とはいえない。 ・記録を作成、管理した社会保険庁以下各現場において、その記録は性格にかつ整然とした状況での管理とは言い切れないこと	保有管理している記録の完全整備を図る。 記録照会、整備には相当な時間を要すこと、相当なマンパワーが必要と考えられることからそれ相当の資源を用意されたいこと。	年金は請求によって決定されるもの。 年金記録については年金請求時に確認され年金決定されるもの。 実際的な記録管理は事業所単位に行われひとつの年金番号で記録管理できていないこと。 漏れのない年金請求は保険者より被保険者頼みであったこと。 被保険者の記録に対する思いが薄かったこと ・(保険者がきちんとしてくれている？)。 保険者の記録管理に対する考えが脆弱だったこと。 年金の請求を決定を担当するセクションに在籍した頃から	現場では、調査可能な情報記録を確認しつつ、被保険者に対していろいろな照会質問をして、一人ひとりの記録を漏れのないものにするよう、小さな努力をしてきた。 全国的に、組織的に、新法施行当時から記録管理に真摯に対応処理されるべきであった。 社会的情勢絹かな状況を把握できずに記録管理がされていたためと思う。
10930	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
10931	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません	平成3年に採用され、適用課に配属となり資格取得届を入力する時に氏名・生年月日を入力すると、本人と思われる記録がある旨の警告は表示されていましたが、住所管理していなかったため本人の特定ができず別の番号を発行していました。上司からも本人が年金を請求するときに確認するから構わないと言われていたため、本人任せになっていたことが問題と思います。また、本人が年齢をごまかして加入していたこともあり、以前から住所管理まで行っておく必要があったと思います。	特別便などの窓口対応では、過去の過ちを反省し本人に納得してもらうように説明し、現在の調査できることをすべて行った。 年金手帳は一人1枚と言ってはいたが、事業所への徹底ができきれていなかったことや、本人任せになっていた。届出主義のため職歴を確認せずに何枚も手帳を作成していたことが問題で、機械で登録しているから後で調べたら分かるという認識の甘さがあったことが反省点であると思います。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10932	地方庁	社会保険事務所長		優先順位を考え、時間をかけて丁寧な対応をしていかなければ、この問題は繰り返されます。年金記録問題は2年や3年終了させるような問題ではないと思います。 それと公的年金は相互扶助の年金です。今の年金問題の解決策はその精神から少し外れているようにも思います。 あまりにも個人の記録にこだわっているのではないでしょうか。	重要な問題だと認識しましたが、マスコミの取り上げ方がスキャンダラスで、一方的に社会保険庁を非難されて、たいへん不愉快でした。 年金記録問題は、国を上げて取り組む問題でした。年金が本人の申請主義だったのは国の政策です。社会保険庁だけに責任と問題解決を押し付けていると思います。	[redacted] 事務所が来訪者への対応で大変な状況だったため、その支援に奔走しました。他課の職員にも声をかけ支援のロールプレーション表を作成するほか、記録照会の回答書の作成も事務局で行いました。 [redacted]全職員体制で取り組むことで問題の解決に努力しました。自ら総合案内に立って、来訪者の相談や苦情を受けました。 この問題の反省すべき点は、数十年間の年金記録に係る諸問題をわずか1年で解決しようとした厚生労働省（大臣）の姿勢にあると思います。 あまりに無謀でした。急ぐあまり、不備だらけの特別便を発送し、お年寄りを混乱させています。全く同じ特別便を2度送ったため、心配したお年寄りが何度も事務所へ足を運ぶことになりました。 特別便の中にあったお手紙に「このようなわけのわからない文書を送ってくるのは「年寄りいじめ」だ」と書いてありました。高齢の方が、曲がった腰に杖をついて事務所に来られるさまは誠に気の毒でした。時間をかけて対策を考えればお年寄りにもやさしい解決法があったと思います。特別便の文章も試作を一般の方に見てもらって、どれくらい理解できるものなのか図ることだってできたと思うし、必要だったと思います。少なくとも民間であればこれだけの大事業に取り組む
10933	地方庁	その他（社会保険事務所）	何も知りません		時効特例法ができてから知った	統合帳からオンライン化するときに全ての情報をコンピューターに収録しておけばよかったと思う。今となっては、紙とコンピューターを突合するしかないのではないか
10934	地方庁	その他（社会保険事務所）	年金記録の問題かはわかりませんが、国民年金3号特例について統一したマニュアル規定がないため担当者の裁量によって認定事務が行われています。事務所によって取り扱いに大きな差異があります。	国民年金3号特例について全国統一したマニュアル規定を設けるべきであると思います。	私は平成18年4月採用なので、手帳番号が払い出す業務には携わっておりませんが国民の皆様からの保険料を預かっている組織として年金記録に対する認識と組織の連携が取れていなかったために起きたことだと思いました。これだけ手帳番号が払い出されている事実は職員誰もが認識していらっしゃったと思いますし、払い出しを行った現場の方は事務センターなどで統合作業が行われていると思われていたのではないでしょうか。起こるべく起こった問題だと認識しています。 また、被保険者の皆様がご自身の年金加入履歴を把握されていない人が多いことに驚かされました。	私が採用され、[redacted]異動になり少しして年金記録問題がとりだたされました。 問題が明るみになる前の対応は、総合相談室で窓口対応をしているときには重複払い出しをしないよう新規で基礎年金番号の払い出しする時は極力気を付けていました。 反省点としては、国民の皆様が自分の記録をあまり認識していない事実を知っておくべきだったと思います。知っていれば、年金請求の際にきちんと統合作業を行っていたと思います。
10935	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じません。	女性方たちは旧姓の確認が効果的と思います。	老齢年金請求時に今までの職歴を確認しておりました。お一人が複数の番号をお持ちの方たちが多数おられました。何十年も前の記録は紙台帳での記録保管であり、コンピューターが導入されてからの記録整備も老齢年金請求時に整備をすれば良い、との考えでおりました。	定期的に加入記録をお知らせするのが良いと思います。
10936	地方庁	社会保険事務所課長級以上			年金記録問題は、早急に解消しなければ、年金制度や社会保険庁に対する国民の信頼を回復することはできないと思っている。	年金記録の統合処理をについては、正確に早く多くの記録の解消に努めようとした。年金記録については、カセット記録の取扱い、基礎年金番号付番前の手帳など、もっと早く取り掛かっていれば、こんなに大きな問題にはならなかったのではないかと考える。基礎年金番号が付番されたときにが、一番の契機と思われたが、それから記録の統合処理が進まなかったことが今回の年金記録の一番の問題と思われる。
10937	地方庁	その他（社会保険事務局）	知りません。	過去の体制で起こったこの問題に関しては、現在進めている取り組みを着実にこなしていくしか方策はないと思う。 接触できた人に対しては加入履歴の聞き取りをきちんと行い、氏名索引で徹底的にもれている記録がないか探す。 接触できない人に対してはあらゆる方法で接触するようにもって行く。 シンプルではあるが、これしかないと思う。 それでも判明することのない記録はどうしても残ることになると思われるが、これはどうしようもない。この問題が完全に解決することはないと思う。 多額のお金を使って今までもねんきん特別便や定期便やその他各種通知や勧奨文書などアプローチは行ってきたと思う。 個人的には充分すぎるくらいであると思っている。 基礎年金番号制になり、今後はこのような記録漏れが起こることはないと思うが、システム改修から工夫できるとしたら、厚生年金記録も住民票上の住所登録をするようにする、国民年金の任意加入をしない者についてやその他の相談履歴を事跡として残せるようなページを作るなど、WMであらゆることがわかるようにできればと思う。	いわゆる年金記録問題が一般的に判明したのが私が知ったときである。 職員としても国民の一員としても、お互いに非がある問題であると思っていた。 社会保険庁としての記録管理のずさんさもさることながら、国民の側でもただ単に給付されるのを待っているといった受動的な姿勢であったこと、どっちもどっちである。 少なくとも受給者については、裁定請求時に記録確認をする機会はあったはずで、そこでの確認の甘さが問題であったと思う。請求者側も相談を受ける側も、お互いに不充分であったことが原因である。 仕事をしていて思ったのは、厚生年金の手番の多さである。あまりにも安易に過去において払い出しされているのが信じられなかった。 WMですぐに確認できない記録が大量にあるとは職員にもあまり知られていなかったようで、そのあたりの組織としての問題の共有認識のなさが根本的に問題であったのではないかと思う。	ただひたすらに記録の確認に向けて努力しただけです。 現時点で自分のできる、当たり前のことを行ってきました。 聞き取りを確実にして記録の索引をもらさない。どうしても判明しないものについては調査を受け付ける。 できるところまで行って、あとはお客様にどう納得していただくか。 できる努力をしないのは論外だと思います。 これだけ大騒ぎになっているのに、いまいち問題認識に欠ける人がいるのは残念なことであると思います。担当の係でなくとも全体としての問題として共有できるようにさらなる意識改革が必要であると思います。
10938	地方庁	その他（社会保険事務所）	特にありません。	特にありません。	現在の職場に入る前に、テレビの報道で知りました。	書類が提出されたお客様に対してのフォローが不足している。 確認に時間を要する案件については、事前にお客様への連絡を入れるなどのフォローを行う必要があると感じました。
10939	地方庁	その他（社会保険事務局）	ありません	宙に浮いている年金記録が年金額に結びつくように、職員が一丸となって問題に取り組むことが必要。 今回の年金問題について、OBにも強制で参加していただいたほうがよいと思います。	平成9年1月に基礎年金番号が導入されたとき、私は厚生年金の期間調査を担当していました。 当時は、制度ごとに年金番号（手帳）が管理されていたため、年金番号が複数あることはやむを得なかったとおもいますが、被保険者の中には、過去の年金手帳を紛失されている方がとても多く、本人が思い出せない職歴の年金記録などについては、重複取り消しができなかったことがあります。	本人が申し立てている年金記録（職歴）以外に本人と思われる記録があった場合、こちらから、電話等で職歴を伺い、記録の統合を心がけていました。 しかし、通常の業務量が多い中、この作業は時間がとてもかかるため、円滑に進むことができず、通常の業務に支障（遅延）が出てしました。 今考えますと、そのころ（平成9年1月）全国に多くの作業員（職員）を導入して、年金記録の解決に結びつければ、今日ほど、問題にはならなかったと思います。
10940	地方庁	その他（社会保険事務局）	ありません。	お客様とのていねいな対応に尽きるのでは。年金制度は、長いスパンで考えなければいけない。常に最新の技術でお客様の年金期間等を管理するよう心がけることが大切だと思います。	標準報酬の問題については、詳しいことはわかりません。 昔は国年、厚年、船保はそれぞれ違う制度であり、番号もそれぞれ違っていました。しかも紙での保管であったため、それぞれの制度で一人に1番号にするのも相当難しかったと思われます。 特に転職を繰り返される方や県を越えて転職される場合は。	中央と地方の認識の違い基礎年金番号制度が立ち上がった後の対応をもっと丁寧におこなえばよかった
10941	地方庁	その他（社会保険事務所）		記録補正の処理が可能な職員の数を増やしての、人海戦術しかないと思う。 臨時職員等をいくら増やしても、最終的には職員がチェックしたり、補正が必要になるケースが多いので、臨時職員だけでなく、正規の職員の数が必要と考える。	裁定請求に近い年齢の方から順次行っていく、ということで救われた。 一度に全部記録確認を行おうとすると、膨大な数なので職員数が足りず、逆に混乱を招く、という認識だった。	記録問題が起こる以前は、上記のとおりの救われ方をしていたし、実際どのくらいの数が残ってるのかわからなかったので、そんなものだとしか感じていなかった。 しかし、実際に問題が起こると、あまりの数の多さに正直驚いたが、過去の記録に関しては、コンピューターがない時代でもあり、制度的にも未成熟な部分があったのも原因のひとつと考える。 これだけの数なので、一気に解決しようとするのはやはり間違いではないかとも思う。 以前のように、何年かかけて順次記録を送付し確認してもらうやり方が現実的ではなかったかと考える。
10942	本庁	その他（本庁）	特にありません。	年金特別便を通して、自分の記録を確認してもらうことを地道にやっていく以外、あまり方法はないように思われます。記録が見つからないものについては 第三者委員会にて認定していく方法が現在ありますが、認定基準をルール化して早急に対応していく体制づくりを進めることが必要になるものと考えます。	年金記録問題は年金手番の年金番号への統合漏れかと最初は認識していましたが、国民年金の納付不明、厚生年金の会社側の加入届漏れ等、幅広くかつ根深い問題だと後になって認識しました。この問題を知ったのは、正確な記憶かわかりませんが、自分が社会保険事務所に出向している平成19年頃のことだったと記憶しています。	実際に社会保険事務所にて特別便に対応することを通して、可能な限り本人の記憶と実際の記録を突き合わせて確認することで正確な対応を心がけた。反省点としては、本人が年金を請求してきた時にすべて記録を確認すればいいという請求を待ってからの確認ではあまりに不親切すぎたことが考えられます。
10943	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	やはり時間はかかるが人力を投入して、ひとつずつ地道に昔からの記録を整理・調査していく必要があると思う。ただし、OBや市町村で年金を担当された方など実際に実務経験のある方でないと、何も知らない方では判断等が難しいと考える。現在の記録になっているのがなぜなのか、たとえば国民年金保険料であれば、一旦納付されたものが、実際の今の記録が未納になっている場合、単に漏れではなく理由があって返されたと推測される場合もあるかもしれないなど、非常に複雑な部分もありよく考えないと結果が出せないと実際、記録の調査等をやっているものとして実感しています。	宙に浮いた年金問題については、基礎年金番号制度が開始されて、その時に統合をしておらず別番号があっても、本人が手帳を保管していれば（記憶等がしっかりしていれば）、年金受給の手続きの際に確認をおこなうため問題はないと思っていました。 納めた年金がなくなったということについては、厚生年金については就労していたとしても実際に事業所自体が社会保険に未加入であることも多く、また事業所の届けによって加入の届けを処理されているため、会社が被保険者加入の届けを出さなければわからない（事業所の総合調査もおこなっているが）などの問題があると思います。国民年金については、平成19年4月からしか現実をおこなっていないため、検認事務や収納事務が取扱上は記録の調査等をおこなうようになってから知っているが、誤検認の話とか昔の事務をやっていた人の話を聞いても実際話が見えなかったりする。	実際、窓口でお客様と接した場合、よく話を聞いて調査をし回答すれば感謝や理解をしてくださる。まず記録はあるものとして調査をスタートしていますがやはり調査をしていくうえでないという結果にたどり着く。年金記録は長い年月の積み重ねであり、一人の人にたくさんの人がかかわっている。コンピューターもない紙台帳の頃からスタートしているので、実際届け出時点から、名前や生年月日が相違していたものもあると思うし、コンピューターへの切り替えの際の誤ったものもあると思う。やはり一人ひとりコンピューターで記録を管理し、現在始まっている定期便のように本人に確認していただくのがよい。
10944	地方庁	その他（社会保険事務所）	国民年金第3号被保険者の制度について、仮に第3号被保険者が組合事業所に加入している被保険者の扶養から収入オーバーなどで扶養から削除されたとしても、本人が1号加入の手続きをとらなければ、そのまま第3号被保険者としての記録が継続することとなり、事実確認も困難であるため、著しく不平等な状況になる可能性がある。	扶養削除の届出イコール第3号被保険者としての資格喪失との保険者判断により記録の入力処理が行えることとし、なお、扶養削除の際に第3号被保険者の資格喪失としての届出を同時提出させることにより、解消できると思います。ただ、喪失処理後に加入の勧奨は必要と思います。	主に基礎年金番号への厚生年金や国民年金手番の統合もれや、本人の年金手帳複数作成、紛失による未統合等の結果が大多数の理由として考えられ、少数の理由としては紙台帳から機械化の段階での登録誤り。 先にあげた内容を全て感じるようになったのは平成9年以降です。	所属していた課ごとにできることは限られているが、とりあえず、同一人物に対して複数の年金番号を作成しないように気をつけていた。 年金手帳新規作成時はもっと当時も慎重に行うべきだったと思う。
10945	地方庁	その他（社会保険事務所）	①厚生年金被保険者期間が重複している場合には標準報酬をカット・合算することになっているが、実際には合算の表示があるものの、標準報酬が合算されていないケースが多い。 ②国民年金第3号被保険者の記録について、配偶者の第2号記録と一致しないケースが多い。 ③職安の離職年月日（退職日）をそのまま資格喪失日の欄に記入するため、月末退職の場合に厚生年金加入期間が1ヶ月相違するケースが多い。	①紙台帳記録とコンピュータとの突合 ②国民年金第3号と配偶者の第2号記録との点検 ③社会保険と雇用保険の届出様式の統一	このような根深い問題があるとは認識していませんでした。 この問題の存在は、最近知りました。	社会保険庁の方針にもとづき、最優先課題として取り組みました。 反省点は、紙台帳からコンピュータへの年金記録の移行が完全に行われなかったことだと考えます。
10946	地方庁	その他（社会保険事務所）	ありません	今すぐ、全件処理とはいかないと思いますので、地道に少しずつでも…。	去年の10月頃…保険料課配属になってから。	あまりにも問題が大きくなりすぎているような気がします…。 問い合わせのあったお客様には、誠心誠意対応するしかないと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10947	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	今、行っていること期間調査及び再裁定を迅速にすすめる為にも人員を増やす必要があると思います。	テレビ等で報道されるようになってから知りました。ここまで社慣なものとはわかりませんでした。	信頼回復に向けて、親切で丁寧な対応を心掛けました。一度失った信頼を回復するのは極めて困難だと思われるので年寄りに向けたわかりやすい言葉、明確な支払い時期を伝えていきたいです。 こういう問題が発生したのは労働組合にも問題があったのだと思います。労働意欲を失うような
10948	本庁	その他(本庁)	特にありません	記録漏れの対象者の確定と、確定した対象者への事務処理の急務から職員、外部委託を含めて、事務処理に当たる人員の増加が第一かと思います。	年金制度がまだ広く国民に周知されていなかったことと、年金記録について生じた一つ一つの問題について、早期対処ができなかった積み重ねとしておきた問題であると思っています。 知ったのはH18年頃にマスコミによってと思います。	任期付任用職員として採用され一年六月自分の職務上で、出来ることは何でも思っています。 対応としては日ごろからの年金制度に対する国民への周知を広げる努力と具体的施策が必要かと思います。例えば年金制度を知って貰うための講演会やイベントを開催、又教育現場(特に高校、大学)での年金制度を学んでもらうための推進を、どこまで出来るかなど検討をようすると思
10949	地方庁	その他(社会保険事務所)	今の年金記録問題で、マスコミ各社にすべて公表されていていますのでもうないかと思います。	本人のものと確認できない年金記録が、まだまだあり、死亡されていたり、かなり高齢となっていて、記憶もなくなってきていることもありなかなか特定できない記録があります。 経験から、本人のものではないかと思われる記録もあるのですが、特定に至らないケースが多々あります。 国民年金は、原票から住所を確認して特定はできていくことも進められていますが、厚生年金には、住所の登録もなく職歴からなので厳しい状態かとおもいます。 解決は、やはり、今の方法を積み重ねていく方法しかないかもしれません。 本人確認ができない年金記録を、最終的に取りまとめ再チェックして、問題がなかったか検証が必要かと思います。	採用時には、もうあったことですが、給付の業務になった時から、不備な記録を目にすることとなりました。初めは、とても、驚きましたが、そんなに件数もなく回りの状況を見ても騒ぐこともなく仕事が進められていました。 今の年金記録問題で、WMに登録されていない記録があることを知り、これでは、裁定時には記録を見つけることができない少なくとも、WMに登録だけでもしておいたらもう少し、記録もれもなかったのではないかと感じました。	特に、高齢の受給者の方が、大変な思いで窓口で相談に来所される状態は、胸がいたみます。 反省点は、組織全体として自覚がたりず、現在までずるずると引きつづいてしまったことだと思います。 窓口業務は、お客さまの声がよくききとれる場所なので、まずは、丁寧な応対を心がけています。 自分に何ができているかは目に見えていないような気がしますが、受給者の方の今までの人生そのものなので、後は、年金記録を丁寧に整備していくことだと思っております。(土、日の開丁日には、積極的に出勤したつもりです。) この機会に、お伝えしたいことがあります。 私は、今回、業務外閲覧のため処分をうけ、新しい機構にはいけません。 年金記録については、みんな一丸となって取り組んでいたので残念です。 特に、処分を受けたものは、受けなかったものより深く年金記録に取り組みました。 処分を受けたものの中には、冤罪の人も多々あります。 いまさら、処分を取り消してもらいのであれば、機構に採用していただき年金記録問題を解決さ
10950	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません		①いわゆる5000万件の問題基礎年金番号が始まった時点。 当初、受給者及び被保険者の皆様方にお知らせをして、記録の統合を図ってきましたが、当時は「年金」には国民の皆様方自身が関心が無く、回答を提出された方はごくわずかではなかったかと思っています。 また、社会保険庁としても、年金請求時には職歴の確認作業をするため、その時点で統合が図れると安易に考えていたのではないかと思います。 ②標準報酬遡及訂正の問題 被保険者(従業員)の報酬を本人のしらないところで訂正をおこなっていたことは知りませんでした。この問題を知ったのはマスコミで取り上げられてからです。	①については、被保険者のかたからの相談があれば、極力、記録統合を行ってきた。 年金請求時の請求者の記憶は、60歳という高齢ではであまりにも記憶がうすれており、そのことにきがつかなった社会保険庁の責任は大きいと思います。 国民の目線にたった年金行政が必要であったと思っています。 ②については、私も徴収課長の経験がありますが、この問題は社会保険庁 組織の問題ではないと思っています。 社会保険庁はもちろん数字を求めていましたが、滞納事業所の取扱で言えば「差し押さえ」に力をいれていたと思っています。わかりやすいえば、差し押さえをして事業所gあつぶれても一向に構わない。差し押さえでつぶれる会社ならば早かれ遅かれどちらにしてもつぶれる。 滞納事業所をなくすことによって数字が上がるという理屈であったと思います。 出先の事務所では会社うぶすことができないため苦肉の策で、役員等の報酬を下げるよう話をもっていったのではないかと思います。渡しが携わった事業所ではすべて事業主も理解した上で報酬を下げました。 いまになって社会保険事務所の指示だとか、強制的に下げさせられたとか、楽語している事業主の話を聞くとあいた口がふさがりません。
10951	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	過去記録分は今の手法でこつこつ丁寧にやるしかないと思います。 過去記録に精通している職員の経験や技をとりまとめて残して置いてほしいです。 今後は資格取得時に被保険者から自身の年金の記憶を聞き取り空白期間が無いよう年金相談等を丁寧にするよう皆が共通意識を持つようにする。	平成19年の春ころからです。 このころ適用の業務課にいて、期間調査担当でした。 照会件数も急増して、基金記録が異なるなど、複雑な案件が多くなりました。 基金記録との違いの訂正は関係基金団体にも照会したりせねばならなくなり、 一担当ではやりこなせない内容になってきた時、かなりの大問題と実感しました。	私個人としては、お客様に納得してもらえるよう丁寧な説明や回答に努めました。 社保全体としては、今更ですが、はやくに今のような過去記録のオンライン共有などして手番統合処理に力を入れるべきだったとおもいます。
10952	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	丁寧で真摯な対応をするしかないと思います。	国民にとって重大な問題と認識していました。いつころかはわかりません。	指示されたとおりまじめに取り組みました。 反省点は、記録を登録するときにきちんと丁寧な処理をしなかったことだと思います。
10953	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録問題の解決のゴールとするものが社会保険庁の持っている記録が誰のものかを特定することなのか、受給者あるいは被保険者のひとりひとりが自分の年金記録に納得してもらうことなのかが分かりませんが、前者ならば、最終的には、未登録の記録を名前、生年月日、期間等を官報、新聞、庁舎前などに開示して、申し出のないものについては別に管理していくなどしていけば、いつかは解決すると思います。	平成18年頃、年金窓口に配置されたときにひとりでいくつもの年金番号をもっている人の多さに驚き、特にオンライン化される前は請求時に、充分に名寄せができていたのだろうかと思っていました。	現在も窓口対応するときは、特別便の照会の有無にかかわらず被保険者も受給者も番号のもれがないかを確認するようにしています。反省点としては、基礎番号導入時に年金に対する関心を高める方法でもう少し段階的に統合を進めていくべきだったと思います。現在のように、受給者も被保険者も一斉に問い合わせがきている状態では、回答に時間がかかり過ぎるうえに一人一人の照会者に対して丁寧な応対をとることは難しいと思います。
10954	地方庁	その他(社会保険事務所)	今日報道されている様に、年金記録問題については記録管理をする社会保険庁の責任は重大でありその点については言い逃れの余地はないということでは認識は一致しているものの、記録に携わるのは社会保険庁(国)、記録の保持者たる国民の一人ひとり、地方自治体、事業所が挙げられると考えている。 一般的に考えてこの年金記録問題が起きるまでは年金記録への関心が薄かったことは考えられる(国にまかせていて安心という側面はあったかとは思うが‥) また、横領や、厚生年金記録の標準報酬の改訂など国益を省みず一部の利益のみを考えた行為行動があったように思える。 社会保険庁がこの問題に全庁をあげて取り組むのは至極当然の事ながら、この問題を1つの官庁の問題として世間的に扱われてしまうのには違和感を覚える。私はこの問題は国益を考えたうえで国全体(個人、地方自治体、事業所も含んだという意味合いで)として考えていくべき問題ではないだろうかと考えている。	上記(6)の記載から方策についてではあるが、まず国民の皆様一人ひとりに年金記録に関心を払っていただけるような環境作りは不可欠であると思う。 一般的な対策になってしまうが、その為には社会保険庁は国民の皆様方の信頼を回復すべく業務を遂行するのは絶対条件である。 またそのうえで年金に関する業務を行う各箇所にチェック機能を設けることは必須であると思う。 社会保険庁は全力を挙げて記録問題解決に取り組むことは以上の方策の根本部分である。 また、どこから出ているか不明ではあるが、将来年金制度がなくなる等事実無根の情報については、立法府の管轄になるかもしれないが、そのようなことがないと断定できる体制作りを永年にわたり行い、年金制度そのものが安心していただける制度であるという広報を広めていければと思う。	平成17年の新規採用時から基礎年金番号の他に手帳記号番号が存在し、統合のできていない記録が多数存在することは当時の上司に教えられ、 認識はしていたが今日の様にその数が一体何件あるかというところまでは把握 できていなかった。 また、国民年金保険料の納付記録については問題がないと考えていた。今日散見されるような収めたはずの記録の不存在とういう問題はないと思っていたが、平成18年当時、お客様が窓口に当時の領収書(国民年金の年金手帳に検認印があるもの)をお持ちになりその記録とマイクロフィルムの領収記録が整合しないという一件がありその時に初めてこの問題を認識した。 また、大変不勉強にて道徳ではあるが標準報酬の改訂の問題、勤務した時期の厚生年金記録の不存在等に関しては今回、明るみに出てくるまで問題と して認識できていなかった。	平成17年の入庁時(国民年金課)当時の上司にどんな問い合わせであっても必ず記録を確認し、特に国民年金記録が不自然な状態で途切れている場合厚生年金(もしく他の被保険者年金)の手帳記号番号の存在を疑うように 教えられてはいた。手帳記号番号が判明した時は本人の職歴を確認し、「手帳記号番号登録処理票」を提出してもらい、統合処理を行っていた。 国民年金、厚生年金の期間照会については担当者が決まっており、自身が担当しておらずまた現在と異なり照会数が少なかったことからこの照会が年金記録問題であるとの認識を持てなかった。 手帳記号番号登録処理については業務(国民年金)の流れで処理を行っており、これについても認識が不足していたように思う。記録問題を意識して業務に取り組みだしたのはやはり平成19年の年金記録問題が発覚してからということになる。 今の時点で反省点といえば(過ぎたことになってはしまうかと思うが‥)平成9年の基礎年金番号制度発足時に今回の年金特別便のように徹底的に名寄せができていれば結果は違っていたのではないか(名寄せ対象者に通知していたことは知っているが効果が芳しくないと思われる)と思う。また厚生年金の名簿(紙台帳)の被保険者氏名欄にフリガナの記入があればまた違っていたのではないか、また、難しかったかもしれないが、平成9年以前の国民年金記録で地方自治体の
10955	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません	全職員で鋭意対応する。	ありえてはならない問題であるが、基礎年金制度以前の記録管理システム上、起こりうる問題である。 長期休職していたため平成18年末ごろ認識したように記憶している。	お客様の感情的な姿勢を和らげつつ、適切な記録統合処理ができるよう心がけた。 現在国民年金の第三者委員会への申し立て書類を処理しているが、あきらかに国民健康保険に加入していたものを国民年金の記録もれ、社会保険事務所のミスであると声高に申し立てるケースもある。問題に問題を大きくとりあげ、国民の感情をあおりすぎはしなかったか、とおもう。
10956	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	一件一件を確実に正確に処理すること。 そのためには取り組む職員(アルバイト・パートも含む)が年金制度全般についての理解を深めることが必要だと思います。	年金記録問題と一言で言っても事情は1件1件異なるものだし、長い年月をかけて蓄積してきており、画一的な解決方法がない難しい問題だと思っています。 年金記録問題が公になった際に知りました。	1件1件精査しようと考えています。古い年金記録問題を解決する過程で新しい記録問題を生まないように心がけています。しかしかなり多くの時間、労力がいります。 一方全体的な方針は早期解決を優先している感があります。早期解決を目指すのは当然必要だと思いますが期限設定にかなり無理があると思います。十分な調査が行えない状況につながっていると思います。
10957	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録問題の解決には、集中的に人員を割いてできる限り短期に解決すべきである。年金記録問題の対策チームを事務所単位で作り、今より多くの人員を割き、封書勧奨以外にも、電話や訪問勧奨を行い、記録の確認を急ぐべきであると考えます。	年金記録問題に関して、特に多くの年金受給者の方々の年金記録の統合がなされていない点において、多くの受給者が不利益を被っており、できる限り早急に解決しなければならない問題であると認識していました。 新聞報道がなされた昨年の春先より、記録問題の存在を認識しました。	先ずは、年金特別便を回答いただいた方の記録を至急整備し回答することを心がけました。窓口来所されたお客様においては、できる限りその場で回答をし、正しい年金を受け取っていただけるように、対応しました。 この問題について、年金記録問題が生じる以前より、未統合の方の年金記録を周知すべきであったと考えてます。1年で記録問題を解決するには、人手も時間も足りず、結果として特別便の回答、再裁定の支給決定の遅れを招き、国民の皆様により一層の不信感を抱かせてしまったと考えてます。
10958	地方庁	その他(社会保険事務所)		窓口を人数による対応でなく、年金の加入・給付について専的知識を持った人が対応をしていかないとまた何年後かに記録問題が出てきてしまうと思います。	年金とく別便が送付されて期間照会の窓口にお客様が殺到したとき	来客数が多く待ち時間が長くなることもありましたが、一人に時間がかかっても慎重に対応を行いました。 年金記録の先に必ず一人づつ加入者がいる事に対する責任感が不足していたと考えます。
10959	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	対個人に対しきめ細かい対応が必要。	国会で議論がされ始めたときに問題として意識するようになった。	届出される重複取消の書類はもちろんの事、年金相談以外の相談についても決めの細かい対応を行い、少しでも宙に浮いた記録についての解消を図れるよう努力すべきと考えた。
10960	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			基礎年金番号による業務処理以前の制度毎の番号体系であった頃に事務所に出向しておりました。 当時、お客様(事業主)から届出られた被保険者資格取得届に年金手帳が添付されていない際に、厚生年金保険の手帳記号番号の新規付番による年金手帳の払い出しをしておりました。	記憶が定かではございませんが、当時もお客様(事業主)に年金手帳添付の依頼(返戻)や電話による確認は行っていたと記憶しています。 しかしながら、一定の期間を経過しても回答を得られなかった場合などには、新規付番を行ったということも事実であり、複数の年金手帳が存在しても将来統合すればよいという、被保険者記録の統一的管理に対する認識が甘かったことは大いに反省すべき点であると存じます。今後は、その反省を踏まえて、安易な年金手帳の払い出しを防ぐとともに、お客様にも基礎年金番号(年金手帳)を用いた被保険者記録の統一管理の重要性に関して御理解と御協力をたまわりながら業務を遂行していかなければならないと思っております。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10961	地方庁	その他(社会保険事務所)		本人の記録を毎年本人へ直接送り、誤りがないか確認していただき正しい記録を管理していくのがよいと思います。誤りがある場合にはその都度訂正し、正しい記録にしていくことが必要だと思います。 また、届書を処理する際には事実関係が確認できる書類を付けていただき、正しく記録を作成し管理することがよいと思う。	年金の番号を一人に対して複数払い出していたため、記録が統合されておらず管理されていた問題だと認識していました。また、国で管理している記録が本人が認識している国民年金の納付の有無や厚生年金の標準報酬が、事実関係と異なっておりその状態のまま記録が管理されていた問題だと認識しています。 記録で未統合であるものがあることは、平成17年から知っていました。納付の有無や標準報酬が異なって管理されている問題については、世間で知られるようになって知りました。	私は、窓口に来られた方や電話での問い合わせについて、こちらで管理している記録を本人にしっかりと確認してもらえるようわかりやすく説明しました。 また、本人への通知がわかりやすいものではなく必ずしも十分ではなかったことが反省点として挙げられると考えます。
10962	地方庁	その他(社会保険事務局)	回答としてはそぐわないかもしれませんが、自分が国民年金の遺付処理等を行っていくなかで、マイクロや台帳とオンラインシステムとの納付記録のズレが生じていたり、マイクロ自体が何を書いているか読み取りが難しいものが多々あり、かつて処理したなかで、実際には遺付すべきでなかった処理や、記録自体には大きく影響はなくても、附則による納付により還付金額が誤っている等、その他様々な個々の事例のなかで、オンラインシステムでは対応ができていなかった細かい誤った処理が見落とされていたケースがあるのではないかと考えます。	個人としては、日々の業務における知識とスキルを向上させ、お客様に理解と安心を提供できるよう、周りと協力して目の前の1つ1つの問題解決に取り組んでいくことが大切だと考えます。全体としては、皆様に安心していただける制度、法律の整備、それ対応したシステムの確立、市町村や関連省庁等との連携が重要であると考えます。	私は平成16年度採用ですが、そのころから業務外閲覧の問題が取り上げられており、その後国民年金の不正免除問題等次々と問題の存在が明らかなり、大きく取り上げられていく一連の流れの中で、年金記録問題の存在を知りました。年金という国民の皆様の日々の生活と密接した重要な制度に関わる問題であり、行政が担う責任や、国民の皆様からの期待といった面からも大きな問題であると考えます。	お客様にとって生活と密接した重要な問題であることを強く意識し、納得と安心を少しでも多く提供できるよう、日々の業務に取り組んできました。 反省すべき点としては、問題が大きくとりあげられていくなかで、法令遵守といった基本的かつ重要な事柄を強く意識する組織になっているとは思いますが、個々の複雑で様々な事例に対応するには、その守るべき法令自体の不透明な点(身近な事柄としては疑義照会における回答等が次々と変わっていくこと等)などにより、対応が後手後手となってしまっていることが考えられると
10963	地方庁	社会保険事務所課長級以上	氏名等未収録者の記録整備の中で判明した生年月日の丸めについては、世間一般では認知されていないのではないでしょうか。 1日から9日生まれは1日、10日から19日生まれは10日、20日から29日生まれは20日、30日、31日は30日と整理されていました。このような状況では年金請求時に氏名検索しても本人確定は難しく、突合されていない記録となってしまっていると思われる。。	現時点で、この問題が解消された連絡が来た記憶がない。氏名等未収録者の記録補正に携わり承知したが、その時点でも調査があり何年の分、何年の分と報告をしたがその後、生年月日が正常に整理されたのか私自身の認識不足かもしれませんが、はっきりしません。氏名等が収録されてない方は、そのときの補正に合わせて修正したが、オンライン上正常として氏名、生年月日等が収録されている方は、補正が終了しているのでしょうか。 業務センターでのオンライン切り替え時に発生したものと考えますが、システム的に把握できるのでしょうか。修正するには、被保険者名簿、手帳番号払出簿との突合により補正する必要があり、早急に作業が必要と思います。	国民年金業務が長かったため、国民年金台帳がすべてマイクロにされておらず、住所がオンライン上に収録されてない方の本人特定に苦慮した記憶があるが、年金記録問題が、言われ始めた時点ではこんな状況とは認識しておらず、平成19年9月に氏名未収録者等の補正作業をするに当たり、手帳番号払出簿、被保険者名簿をじかに確認するようになり、この問題の大きさを理解しました。	年金記録問題は、多々ありますが私が認識した事案は上記(6)で述べた問題であり、この作業はOBの方の協力を得て進めておりましたが、OBの方も認識していない問題であり、事務局を通じ本庁にも照会を行い、該当案件の情報収集をし該当事例も報告しました。本庁からこの案件について連絡が来たのは遅かったと認識しています。また、この問題があると正式に連絡があったのも同じころです。問題は、過去の誤りをいかに早く是正し正確なものとすることだと思いますが、もうひとつは、当時そういう作業をしたにもかかわらず、地方に下ろしてないこと、(下ろしてあったが承知してない可能性もあり)作業を指示しながら、業務センターでも認識していなかったことだと思います。昭和30年代の手帳番号払出の対象者であったと記憶しています。
10964	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在行っているように記録の持ち主の可能性のある方に、一人一人に確認していくしかないと思います	以前は特に認識していませんでした、基礎年金番号に統合されていない記録が多数あることは気づいていましたが、ほとんどは遡くても年金請求時に統合されるものだと思っていました	対応したお客様の記録については、もれのないよう確認をし、出てこない記録については、期間照会を提出していただいています 平成9年の基礎年金番号ができたとき、もっとそれ以前に統合作業を積極的に進めなくてはいけなかったとおもいます
10965	地方庁	社会保険事務所課長級以上		現在のオンライン記録の氏名・生年月日未登録、カセットオープンしなければならないような記録の整備を、早急に行うこと。 年金機構発足後、専門知識を必要とする業務があり、正規職員の配置を考慮し、早期解決に向けて処理することが必要と思う。	新聞・マスコミ報道等により知り、早期解決すべきであるが、時間のかかる業務であるが、現職の我々が処理しなければならない業務である。	
10966	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし。	一定の救済基準を設ける等、国民の皆様からの信用回復に努める。	基礎年金番号導入時において、複数の年金手帳を有する者が相当数存在することは、認識していた。	将来的には、種別変更時もしくは年金裁定時には、記録の統合が正しく行われると思っていた。しかしながら、本人が申し立てた記録と社保庁において管理している記録が相当数相違しているという事実からも、全庁を挙げて記録回復に向けた取り組みを出来る限り早い時期に行うべきであったと考える。
10967	地方庁	社会保険事務所課長級以上		現在は、残された記録の確認、整備がまずは一番です。今回のことで、窓口等でも、細かいチェックをするようになりましたし、相談者も自分のこととして関心をもってくれるようになったのはよいことと思います。 普段の仕事をきちんとやっていくことでわかってもらうしかないと考えています。	基礎年金番号制度ができた際、「記録の統合に関しては年金の請求にときでよい」というような風潮があったのは事実です。 当時は世間の関心も薄く、3号制度も年金請求時に届出もれが判明することも結構ありました。また本人の申し出と記録が一致しなければ、記録を統合することはできないため、本人が短期の雇用で会社名を覚えていなかったり、厚生年金を掛けたという自覚がなかったりした者に対しては本人確認ができず、最終的に「もれ」となったケースもありました。そういう小さなものが積み重なって大きくなっていった部分もありますし、年金制度に関心がなかった者が多く、事業所でも「手帳がない、じゃ新しく作りましょう。」という感じでした。 また、当時はコンピュータの性能も今ほど充実していなかったため、確認できないものがかなりありました。 原因がいろいろありますが、どれが、というよりいろいろなものが重なってこうなってしまったと思います。 実際にここまで多いとは思いませんでしたが、当時から感じていました。	実際に、本人に連絡しても覚えていなかったり、会社名が一致しなかったりでどこまで本人と特定していいのか悩むこともあります。 できるだけ詳しくお聞きすることで「そういえばそんなつころに勤めたことがある。」「何県にはいったことがある。」等細かいことでも情報を得られるよう努めて聞き上手になりたいと対応を考えています。 結局、後から何かをする、というのはとても大変だ、ということです。年をとれば記憶も薄れていきますし、職場をいくつも渡り歩いている人は覚えていないことも多くあります。 現在、年金問題は皆が関心をもち、疑問があるといろいろ聞いてくるようになりました。 これを制度を知ってもらうチャンスととらえ、今後の対応を誤らないことだと思っています。
10968	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	進めているスケジュールに従って着々と確実に進めるしかないと考えます。 ただ、性急に進めるのではなく、最良の方法で最良の段取りで進められれば、ロスは最小限にとどめることができると思いますし、現場のモチベーションも保たれると感じます。	困難な問題であると認識していました。 問題として認識したのは報道されてからです。	未請求年金(記録)の存在は意識していましたが、年金は「請求主義」であり「時効」があるので、どうしようもないことと認識しておりました。 「正しい」ことは普遍ではなく、時代により変わることを思い知らされました。 また、年金は「永久のもの」であり、職員一人ひとりが、駅伝のタスキのように懸命に繋いでいかなければならないものであるとも知らされました。 一人ひとりがこの2点をしっかりと受け止めて、正確性を探求しながらバトンタッチをして育んでいかなければなりません。 オンライン化したとき、基礎年金番号を導入したとき、もっとしっかりした対応ができていれば・・・と悔やまれます。
10969	地方庁	その他(社会保険事務局)			平成19年に、広く年金問題として取り上げられるようになってから、この問題を知りました。 納付記録に不備があることは、お預かりした保険料を管理していないということであり、あってはならないことだと思っています。	窓口にいらしたお客様について、資格の空白期間がないか、会社名を思い出せないかどうか、時間をかけて聞き取りをおこないました。 また、厚生年金の資格喪失後に、国民年金の資格取得を行わなかったとみられる年金記録をお持ちのお客様には、今後届出をするよう制度説明を行いました。
10970	地方庁	その他(社会保険事務所)	早急な対応が必要であるが、期限や処理件数の達成ばかりが求められ、時間のかかる調査にかけられる時間が充分にとれていない。 また、事務の集約により事務所の人員が減り対応に苦慮している。	事務を集約するのであれば、処理件数を求めるだけではなく、内容を充実させていただきたい。期間照会の回答では、事務処理はしても苦情は事務所対応になっているので、お客様への回答として適切なものになっていないことがあります。	年金の裁定時記録の確認に苦慮しました。	お客様からよく話を聞くことには気を使っています。が、探せない記録がありました。
10971	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	特別な方策は思いつきませんが、最終的には一人ひとりのお客様の記録に対してきちんと対応することだと思います。	基礎年金番号導入時に統合処理等を一生懸命処理をした記憶があります。 当時は「なぜ、こんなに統合されない記録が多いのか」とぼんやりと考えていたぐらいでありましたが、これが今でいう「宙に浮いた年金」であったと感じます。	すこしでもつながる記録を統合していこうと厚労等の調査、照会作業を基礎年金番号導入時に実施しました。現在はシステムも良くなり、マイクロ検索も手軽にできるようになったと認識しています。また、この問題があると正式に連絡があったのも同じころです。問題は、過去の誤りをいかに早く是正し正確なものとすることだと思いますが、もうひとつは、当時そういう作業をしたにもかかわらず、地方に下ろしてないこと、(下ろしてあったが承知してない可能性もあり)作業を指示しながら、業務センターでも認識していなかったことだと思います。昭和30年代の手帳番号払出の対象者であったと記憶しています。
10972	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくにありません。	現状のように1つ1つ丁寧に調べていくしかない。 調べたうえで記録がない人については、納得してもらうよう説得するしかないのではないかと考えます。	社会保険事務所・事業主・個人全体の責任であると考えております。 事務所に入ってから大変なことになっているのだと知りました。 働く前までは、すぐに解決されるものであると思っておりました。	問い合わせなどの際には給与の明細など証拠になるものはできる限り保管するように促すようにしております。 転記ミス、入力ミス、小さなミスをなくすためのチェックの仕方を再度見直してみては？と思います。
10973	地方庁	その他(社会保険事務所)	旧台帳の記録がオンライン上に登録されていないものがある。マイクロカセット記録の確認が終わっていない。	時間は要するが、ひとつひとつの記録を確認し、オンラインに登録する。	国民の信頼を損ねてしまった取り返しのつかないことと認識しました。年金記録問題が報道された頃に詳しい状況を知りました。	事務処理誤りを決しておこさない強い意識をもって業務に取り組むようになりました。事務処理のひとつひとつが、国民の生活を左右するものだという緊張感を持っていなかったことが、反省すべき点だと考えます。
10974	地方庁	その他(社会保険事務局)		仕事内容も増える一方で、職員の数が減ってきていることから、職員の数を増やすことが重要	老後の支えの年金で国民にとって重要で、件数的にも膨大な問題。 平成16年ころ。	今の時代のように、設備が機械化され、情報管理がある程度しっかりできなかったことも原因としてあると思うが、職員の仕事に対する意識の低さの問題でもあったと思う。
10975	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	社会保険事務所本来の業務をもたされたまま、年金記録問題の対応を余儀なくされ、現場を省みないままつぎつぎと新しい年金記録の派生業務が生まれ現場に押し付けられています。本気で記録問題を解決しようと思うならそれなりの体制を整えることが重要です。阿部内閣が1年でやるとか言ってましたが、なぜ出来なかったのか考えてみればどうですか? マスコミのゆがんだ報道に対して、はっきりと抗弁出来なかった社会保険庁の責任は重大です。桝添大臣が現場職員を泥棒、犯罪者よばわりしたことも、許しがたいことです。	問題は戦前からあったのでしょうが、顕在化したのが今だというだけです。 選挙のたびに歪められた年金制度を、実施庁の社会保険庁に一方的に責任を押し付けられるのではたまりません。	与えられたポジションでベストを尽くして含ました。 問題の所在の闡明化、出来ないことを出来ると言う無責任な発言は控えるべきです。
10976	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	承知していない。	・迅速な処理と体制整備。 ・一定の条件のもと、一律の対応方法の確立。 ・常にお客様視点に立って業務を遂行するという意識の徹底。	社会保険業務に対するお客様からの信頼を大きく失墜させてしまったと認識している。 なお、自分自身が年金記録問題について知ったのは、マスコミ等で取り上げられるようになってから。	仕事に取り組む職員の意識の問題だと思う。社会保険という重要な業務を担っているという認識を常に持ち、お客様目線で仕事に取り組むという姿勢が欠けていたのかも知れない。
10977	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません。		入庁して最初の1年半は適用課に配属されておりましたので、年金記録問題に対しての認識はありませんでした。しかし、平成18年10月から配属された国民年金課において窓口応対をするにあたり、受給権確保を目的とする高齢任意加入の取得届を受理する際、加入月数を確認するため氏名検索を行うわけですが、基礎年金番号に統合されていない厚生年金手番が数多く存在するという認識をするようになりました。	お客様が勤務先事業所の名称を覚えていなければ、基礎年金番号に統合する事ができませんので、それを思い起こしていただくために、事業所の所在地や業種、おおまかな加入期間などをお話しする事によって、厚年手番を統合できるよう努めました。 現場で業務をしている立場から意見を述べさせていただくと、基礎年金番号導入前において、被保険者が新しい事業所で厚生年金に加入する際、厚年手番が不明である場合は新番号を次々に払出していた事が、未統合の手番が数多く存在するに至った一番の原因ではないかと思われ

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10978	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号に統合されていない手番が多数でてくるだろうことは、基礎年金番号の制度がはじまる時にわかっていた。 でもそれに関しての対策や指示は全くなかったので、年金請求の際には必ず氏名検索して本人のものとわかれば統合するので、そのときに統合すればよいものという認識を、まわりもしていた。 年金の相談にこられた方が、納付したはずだと言われて、市町村台帳をみてもらって確かに納付済みで納付記録を訂正するケースは、問題が大きくなる以前から時々目にしていた。 平成14年から、市町村の国民年金台帳は保管の必要はないという通達がでた時に、それはやめるべきだとみんなで意見したが、全く通らなかった。	新しい事をはじめるときは、上のほうだけではなく、その前に必ず現場の意見も聞いてほしい。 今は特にこのようなLANも活用できるので、可能なのではないかと思う。
10979	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	職員の意識改革と、国民の立場にたった組織に生まれ変わる取り組みを進めていくことだと思います。	裁定時になって記録を照合すればいいと聞いていました。	裁定時になって記録を照合すればいいと聞いていました。入力ミスのチェックや、誤った記録の改善、問題解決に取り組もうという形に全体がなっていなかったというところが問題だったと思い
10980	地方庁	その他(社会保険事務局)		一件づつ確認していくしかないと考えています。	採用されたときから。とても稀なケースだと認識していた。	一件づつ確実に調査しなくてはいけないと考えながら対応した。全体的な視野を持って組織でみることができなかったのかと反省するところがあると思う。
10981	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	会社負担の保険料を見直すべき。 法人税のように、利益がある法人のみに徴収する方式に変更すべきと考えます		
10982	地方庁	その他(社会保険事務局)	私は、平成13年に社会保険事務所に採用されました。それまでは[redacted]公務員になりました。その私が社会保険に入って一番に驚いたことは、等級が上がるほど業務を理解していない上司がたくさんいることでした。 採用された年金給付課、業務を教えてくれるの2級職員や若い3級職員は氏名索引をして、本人確認が必要と教えるのに対して課長や課付は本人の持っている基礎年金番号だけで裁定を行えばいいと言っていました。採用直後からここの上司たちはおかしいと不安に思っていました。 出世をしている人ほど常識から外れており、一体どうしたら職務を行わず出世しているのかと調べたら、自治労の組合を主に取り組んでいた人が出世する方式を[redacted]とっていることがわかりました。そして、組合の役員は業務3課(2課)という年金記録の調査をする課に配置していました。この課は昔、業務盛が少なくほぼ相談員で賄っていました。そのような課できちんと調査が行えていたのか不信でなりません。上席部にまともな職員を配置していたら、まだ問題は小規模で終わっていたのかもしれません。	①昇格試験を導入して、試験ごとに昇給していくようにする。 ②幅広い世代で研修を義務付けて、立場に見合った知識を習得していく。	年金問題は(6)のような体制の産物のようなものと思います。問題が勃発したのをマスコミの報道で知り、局長や局次長が問題解決に取り込むこともなく紙面で命令を下すのみで、該当課長や対策官に処理を委ね、問題を作ったOBはひとごとのように退職後の生活を送っているのが腹立たしかった。一部の方は応援で無償で来ていただいたが、、上役は天下り先を見つけるなり我先と退職していた。このような無責任な人たちがたくさんいたのが社保庁。問題解決は半端なく困難だと認識しております。	このたび機構が発足することで、広域な人事異動が行われています。いま、年金記録問題の解決が最重要課題にもかかわらず、人を動かすことが合理的とは思いません。国民年金では平成13年までは市長村が主体となって業務を行っていたためその地域の特徴が業務をするうえで多々みられます。厚生年金でも同じです。地域ごとの生き字引のような方が頼りで記録照会の回答を送っていたのに、県越えの異動ではより回答に遅れが生じてしまいます。職員の意識改革は研修や試験で行うほうが、必要経費が削減され作業の効率化が図れるとおもいます。 今現在、私は年金記録問題の支援を積極的に参加しています。既婚者ですが経験者というだけで東京の裁定事務も支援できました。しかし、局長室では局長がテレビをつけクーポンマガジンやスポーツ新聞を応接ソファで読む姿や、局次長が天下り先が決まったからか支援に非協力的な姿が現役職員のやる気を損ないます。 今までの体制の一番の欠陥は、自分の出世だけを考え職務を放棄して組合活動に没頭したものに、上役のポストを用意していたことではないでしょうか。
10983	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	記録を調べること	この事務所に来てから	書類の整理・整頓をする
10984	本庁	その他(社会保険事務局)	以前、記録の統合処理という作業をしていました。記録が統合できない記録は社会保険事務所で調査を行い、センターへ送ってもらい、補正をしていたと思います。社会保険事務所では記録の調査をする職員がいないため、そのままになっていたと思います。やむを得ず、記録の整備は年金の請求をされるときに、整備を行えばよいという考えがあったよう思います。	1. 補正処理に当たる職員を増加させる。その職員には出来高払いとし、多く補正処理をすれば、それだけ報酬がおおく受け取れるようにする。 2. 記録が漏れているということで、支払いがされていないことが、問題の本質であるので、いったん概算を払い、記録判明時に精算をする旨の特約をかわしたらどうですか。	かなり前から知っていました。 年金の請求時に修正すればいいという考えがセンターの考えと思います。それほど、重要視してrはいなかったのでしょう。 整備をしようとしても、人、時間、お金がかかりますが、その手当ができなかった。	1. 年金の請求時に調査をするという方針があったように思いますので、その流れに従いました。 2. 反省点としては、 ・記録媒体の管理を永久保管にしておけばよかったと思います。 ・記録管理の担当者を外部組織とし、常時監視をする。
10985	地方庁	その他(社会保険事務所)		みんなで取り組むことは大切ではありますが、早期解決にむけては年金記録専用の部署をつくり集中して取り組む環境が必要だと感じます。	国民の皆様の信頼がなくなる重大な問題だと感じました。また、今までのずさんさに驚きました。 ニュースでとりあげられるようになってから知りました。	知識をつけ少しでもお客様の問い合わせなどにこたえられるようにしました。 反省点としては、年金の制度が複雑なことです。国民の皆様がわからない為、きずきにくくここまで大きな問題になったと思います。
10986	地方庁	その他(社会保険事務所)	基礎年金番号を持っていない人には年金特別便が行っていない	未統合記録を減らすために、20歳以上の日本国民は基礎年金番号を持っていることを前提に、基礎年金番号を持ってない人にも基礎年金番号をつけ未統合手番を減らすことができないか。 以前に、完全に受給権が発生しないと確認した人が数多くいることが予想されるが、生活保護の支給を行っている官庁の協力を得て職歴を確認し統合を進められないか。 ただし、以前に無年金者として何度も確認した人について年金が支払われないにもかかわらず、受給できるというような誤解を与えないためにも慎重な対応が必要となる。 基礎年金番号の記録でカラ期間を登録できるシステムの修正、また、完全に無年金者として完全に確認できた場合については、カラ期間等を使用しても受給権が発生しないことが画面上照射されるシステムの修正ができないか。	未統合手番が数多く存在していることは以前より知っていた。 未統合手番については年金の請求までに機会があるときに確認して統合するものと思っていた。 また、本人が期間と会社名等がわからなければ統合できなかった。	年金請求までに統合を送めればよいという認識が誤っていた。 また、本人が言えなければ統合が進められない状況であった。現在は本人にできる範囲で多くの情報を提供し手番統合が進められるようになった。
10987	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
10988	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	①統合・収録もれの記録については、お申出内容に基づき、丁寧な調査と処理によりご本人から納得が得られるよう誠意を持って努めることです。 ただ、「1日も早く」を掲げるあまり、「期間限定」や「第三者委員会にかかる事務所対応の拡大」という措置をとられることが正しいことか懸念します。 ②将来にむけて問題原因を取り除くためには、制度周知の徹底が不可欠だと思います。 特に事業主・事業所担当者への周知・指導が必要ですが、そのような機会を設けることは至難です。 にもかかわらず、「法令遵守」の名の下におこなわれた新規適用手続き簡素化(提出書類簡素化により事業実態の確認を困難にし、適用事前調査を適用後に総合調査として初めて調査をおこなうこととされたこと)は、一見事業所関係者の利便性向上に貢献しているようで、実は理解不足を助長し、適用後すぐに保険料滞納をする事業所数を増加させることにつながっていると思えて仕方ありません。	制度周知の不足・不徹底が問題の根源なのだと思います。 制度発足当時に記録のコンピューター管理が想定されるはずもなく、法律が届出・申請主義とされたことは止むを得ないことだと思いますし、先並が手作業で綿々と残された記録こそが"宝"であり"誇り"であると考えていました。 厚生年金保険に関しては、事業主に課せられた届出や被保険者への周知義務の履行が不足していたことや、同一人への複数の年金手帳番号払出防止策について、さらには基礎年金番号制の導入時に実施した年金手帳番号統合の取組が浸透しなかったことについても、働がゆい思いを抱きながら、自分ができる範囲の周知努力をコツコツと続けてきました。 しかし、そのことも含めて「ずさんな」という言葉で包括され、一方的に責められることになりました。 国民年金に関しては、長年の自治体への機関委任事務と法定受託事務における自治体と地方事務官であった私たちとに温度差があったかも知れません。 協議の場で、自治体から「窓口やポスター掲示などの手段には限界があり、国がマスメディアを利用した効果的な制度周知をしないからいけない」と決めつけられたこともあります。 年金記録問題で法律が変わったわけではありませんし、届出や申請を無くすことなどできません。 「そのような問題が存在する」というより、コンピューターなら何でもできるという現代が作り出したものではないでしょうか。	年金記録問題への対応としては、怒号に耐え謝罪を繰り返しつつ、本来業務を調整して、冥染に窓口や記録補正や電話・訪問をおこないました。 犯罪者呼ばわりされながらも、休日出勤の振替休も日常業務との兼ね合いで完全取得はできませんし、全体の量も把握できない期限付最優先課題には自主出勤による休日返上も止むを得ません。 そのような生活が続いています。 しかし、社会保険庁解体が問題解決になるということについては理解できません。 皮肉なことに、年金記録問題は一定個人レベルの制度周知にはつながりました。中には権利ばかりを主張される方もいます。 そして、事業主や事業所担当者の義務意識の向上には影響せず、算定基礎届の提出率は悪くなっています。 事務処理のセンター集約化と窓口業務への人員シフトにより、事務所内部事務担当者数が減り郵送受付主体となったことも要因かも知れません。 制度として届出・申請を無くすことはできませんから、過去の制度周知の不足・不徹底を反省して、今こそ届出・申請に関する周知と履行についても「国家事業」として取り組むべきだと思います。 ただ、公法人にどれだけの権限が与えられるものかが心配です。
10989	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	年金制度の歴史や改正状況をもっと周知しないと、勘違いや思い込みで不信を広げたままになりかねない。また、年齢詐称や偽名による厚生年金への加入をしたことを忘れて記録が浮いているケースもあると思われるので、そういったことも広報したほうがよいと思います。また本人に良く間違えられた名前を確認すると出てくる事もあったので、そのような広報も必要と思います。	基礎年金番号導入後に年金業務に携わったので、手帳番号の基礎年金番号への未登録があることは、感じていた。しかし、既に亡くなっている方の記録もあるので仕方がないと思っていましたが5000万件も未登録が存在しているとは、思いませんでした。	記録の照会に対して、制度の歴史説明から始まりできるだけ記憶を思い出していただくように話をしました。また電話の際に、事務所へお越しになる前に自宅でゆっくり記憶を思い出していただき必ずメモしてから相談に来られるように説明しました。 カセット未開封が、開封されたことにより、新たな記録が見つかるなどしたため、前回の記録調査はなんだったのかと、余計に不信を招くことがありました。まず記録をすべて確認できるようにしてから、特別便を出す必要があったのではないか考えます。
10990	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。			
10991	本庁	その他(本庁)	知りません。	現時点では、現在行っている業務以上の問題の解決にむけての方策は思いつくことができません。	年金記録の統合もれについては、年金請求の際に処理すればいいと思っていたため問題意識はありませんでした。 そのほかの年金記録問題については、世間一般で騒がれるようになってから知りました。	年金の相談などを受ける際、今まで以上にしっかりと職歴を確認したりして記録漏れがないように努めました。記録の統合漏れについては、年金の請求の際に処理すればよいという考えで業務を行ってきたことが反省すべき点だと思います。
10992	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	年金記録を統括して管理する専属部署が事業実施部署と業務なしに必要であると思考します。	紙の記録をコンピュータに収録していることは認識していたが、紙の記録も存在していたので、コンピュータと紙の双方の記録で管理し、被保険者からの照会に対し、紙で残っている記録は順次コンピュータに登録していくものと思っていた。 宙に浮いた年金記録問題の報道を耳にしたときに意識しました。	事業実績の向上、制度改正への対応に追われ、記録を管理する部門についての認識が低かったように思う。 紙ベースの情報の電子媒体化が進められていますので、すべての情報の整備が完了した時点で改めてコンピュータの情報との突合せを行い地道に取り組むことが重要と思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10993	地方庁	社会保険事務所課長級以上	世間一般と同じで特にありません。	本庁と地方庁や、局と事務所、現場の状況把握が隔々までされていない。 また、同じ課でも階級問わず、仕事の負担の偏りがかなりある。こなせる人がやればいいというような無責任な考えをなくし、助け合う体制が必要と考える。見て見ぬふり、わかっていても長期休暇や病気休暇となる恐れがあり、上もあまり関与しない状態を改善すべきである。 現時点、国民の信頼を回復するには、まず現場での職場環境を整え、職員一人一人が信頼しあい、円滑に業務処理ができるようにするべきであり、上に立つ人も、頭で指示をするのではなく、おのずから前へでるような人を配置すべきと考える。言葉や計画ではどうにでもなるが、自ら実行し手本となるような人でなければ、ついてく る人は少ない。上も下も行き来ができるよう配慮すべきであり、有言実行でなくてはならい。さらに、状況に応じて現場第一と考え、対策を練っていくことがもっともと考える。 まず、本庁と地方庁よりも小規模ではあるが、事務所のそれぞれの課、局と事務所、事務センターと事務所といった部分の見直しも必要である。	在籍して2年目に国民年金の納付問題が発覚。 過去から現在に至るまで、あまりにもずさんな仕事に驚きを隠せず、国民からすれば将来の貯えであり、行った行為は泥棒と同じと認識している。	申し訳ない気持ちで、常に親切に対応し、適切に処理を行うことを考えた。しかし、記録の問題は一つの課で解決するのではなく適用課、国民民年金課、とあり、またそれぞれの課の上の認識もさまざまであり、円滑に進めることは困難であった。マニュアルどうりでないと指摘しても、なかなか受け入れてもらえず、時間ばかりが経ち対応が遅れてしまうという状況だった。もちろん、再裁定や年金の新規裁定にも影響が出た。 最後にこういったアンケートを実施するのは悪くないが、いかにその声を取り上げてもらえるのか‥‥。アンケートを実施しても具体的に現場までその成果が降りてくるとは考えがたい。国民の立場や窓口での声が本当に届いていくのか不安を感じる。結果を出せない体制こそ反省すべきではないか。お役所仕事を築きあげた本庁や地方庁へ勤務していた人、現在も勤務している人の認識を改善すべきである。実際、今回の機構への採用においても、普段の職場の勤務形態を把握するのではなく、作文を読み意欲的な人を採用したと考えるが、中には装う人もいたと思える。(7)でもあげているように職場環境の現実はもっと深刻である。一人一人を面接することは容易でないが、先のことを見るなら時を費やしてもよかったのではいかとも思える。 現場での声(悲鳴)がこだましてすぐ返ってくるような体制を整えてもらいたい。
10994	地方庁	その他(社会保険事務局)		これまでどのような時代背景や環境の中で、記録が保管管理されてきたかを明らかに情報開示して、その中での問題点や解決方法を第三者の組織で検討し策定していくことが第一歩であると考えます。	年金受給する時に年金記録がないということの重大さと問題となる件数の多さに大変な驚きとともに、本当にあってはならない問題であると認識しています。 直接に問題となる年金記録に携わる機会がなかったので、新聞報道により問題が存在することを知ったというのが現実です。	まず国民の皆様からのお問い合わせに一つ一つ誠実におこたえしていくことが肝心と考え、上司や職場の仲間と相談しつつ、休日を返上しての記録整備や事務所窓口、特設窓口での対応を行いました。 現時点での反省点はなぜこうなったかという情報が少ないことと、根本的にどのように解決していくかを策定できていなかったのではないかと考えています。
10995	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		組織として責任を果たさなければならない重大な問題と認識していました。 存在を知ったのは、メディアに取り上げられるようになってからです。	その時々で、一個人としてできることを最大限取り組もうと思い、コールセンター支援や事務所支援を積極的に行いました。 チェック機能が不十分だったことが反省点だと思います。
10996	地方庁	その他(社会保険事務局)	ピンクの封筒での回答(受給者ではない方)がとても驚く回答で、手書が記入されているものや旧姓の氏名検索で簡単に判明する記録などが、なし回答で送られています。	この業務の知識の高い方を中心に、効率よく分担を決め、進めていく。	正直とても驚きました。一件一件解決していかなくてはと思います。 社会保険保険事務所で勤務するようになった、二年半前です。	あまりにも多すぎる件数でしたが、とにかく一件一件解決していくしかありませんでした。 反省点はたくさんあると思います。あまりにも見切り発車すぎて、一度に全員の特別便を送付したことは、とても混乱を招いたとおもいます。年代別に分けても少し長い時間をかけて解決するべきだったとおもいます。
10997	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	年金に携わったことのない賞金・謝金の方より過去に年金に携わった職員を雇用した方がいいのではないでしょうか。		新規取得時の払い出し時点で、過去の職歴を充分に確認していなかったことから多数の番号を払い出ししていたことやコンピューター化される前の台帳の切り替えが上手くいっていなかったこと
10998	地方庁	その他(社会保険事務局)		各種対策を地道に実行していくことが必要だと考えます。	年金給付業務を行っていた頃(10年くらい前)、WMに収録されていない記録があることは知っていたが、あれほどの記録が収録されていないとは思いませんでした。	WM上の記録について、なぜ収録されていない記録があるのか等、あまり深く考えず業務を行っていた。業務の仕組みの不備について、深く考えず、問題提起も行わなかった。
10999	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	年金記録問題は職員の見落としなどが原因とおもわれます。 現場勤務の者としてそのような事態がおこらぬように日々可能な限り努力をしておりますが、何分人員不足の為職員に疲労がたまりウッカリ見落としてしまうこともいなめません。 もう一度全年金受給者の記録を一から調査する必要があるため人員の増大をおねがいします。	老齢の方の大半が年金が生活の基盤であり、それが記録の誤り、本人の記憶違いから払った保険料分の年金がもらえないことは当事者にとって死活問題です。 我々の職務は老齢の方々の人生を支える重要な仕事であり、労働者もいずれ年金を頼る年代となるため決して人事ではなく決してミスは許されないため今までのような不注意のおこらない職場をきづくよう鋭意努力します。 年金記録に誤りが多いことをしったのは年金特別便の頃からです	一人ひとりができることは多くありません 時間外労働になっても調べ物がきたら繰り返し何度も調べ、調査以来に来られた方にはなるべくくわしく状況を聞き間違えのないよう努力します。 休日相談に来られる方が平日に比べ少ないため社会保険の活動をご存じない方も多いとおもわれるので広報などで休日相談の事実を世間に広くしっていただく必要があるとおもいます。
11000	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	特にありません。	加入記録漏れについては、年金請求時に加入履歴の確認を行っているため、このような問題になることは想像がつきませんでした。また、記録改ざんについては、報道があってから知りましたが、その多くは滞納事業所で、徴収率を上げるためとの報道ですが、実際滞納事業所であるならば、役員の報酬も払われていないケースがあり、それを実情に見合ったものへ訂正を行っているものが殆どかと思います。これはそのままにしていた場合、報酬が高いまま保険料を納付せず、高い年金を受け取ってしまうことにもつながり、最後はその負担は、他の国民から負担を求めることにも繋がると思いますので、一概に不正であったっとは認識していません。	特別便の対応に当たって、とにかく受給漏れがないように、記録調査を入念に行いました。反省点としては、基礎年金番号が開始された平成9年当時も、浮いている手番があることはわかっていたと思うので、その時に対応していれば、ここまでの問題にはなっていなかったと思います。
11001	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。			
11002	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	時間をかけてでも、一人一人問題を解決していかなければ、終わりはないと思う。	未統合の年金記録があると、報道等により世間で問題になった頃に知った。基礎年金番号導入により、他の年金記録の統合をしていくこととなたが、進んでいないことが、問題として考えていないことが大きな問題だと思う。	問題解決のため、職員一丸となってお客様の相談や確認に対応した。職員の問題意識が足りないとこを反省しなければならない。
11003	地方庁	その他(社会保険事務所)				
11004	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	一番の解決策はマンパワーによる人海戦術であるとは思います。多くの人をアルバイトとして雇っても、すぐに辞められてしまっては元も子もありませんので、熟練の知識を持つようになるまで長く勤めてもらえるような環境を整える必要があると思います。 職員については言わずもがなですが、最優先・最重要課題であるとの認識を持ち職務に当たるべきであると考えます。	5000万件の宙に浮いた年金記録があるとマスコミに出たときにこの問題の存在を知りました。社会保険庁の労使の覚え書きに象徴されるような仕事に対する姿勢が、残念ながらこういった形として世間に周知されることとなってしまいました。国民の皆様の老後の支えとなる年金に対する認識が甘く、年金額の元となる年金番号の扱いがあまりに杜撰であった結果が、この様な問題を引き起こしてしまったと認識しています。	まず第一に年金制度そのものが、国民の皆様の信頼に基づく委託により私運が業務に当たらせていただいているという認識にたち、国民本位の立場で物事を考え行動に移していくことが必要であると思います。反省点として挙げられることは、(8)に記載した内容もありますが、申請主義に胡坐をかいていたこともあると思います。待ちの姿勢でいるだけでなく、臨機応変にこちらからなんらかのアクション(すぐには、具体的な何かは思い浮かびませんが)を起こす等していく必要があると思います。
11005	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金の紙台帳のすべてが、マイクロフィルムとして残っているわけではありません。		国民年金の紙台帳のすべてをマイクロフィルム化せずに、処分してしまった時、いずれはこういう問題がおきると思っていました。	当時、労働組合ですべての台帳をマイクロ化してくれるように当局と交渉をしたけど、予算の関係でできなかったと記憶があります。
11006	地方庁	その他(社会保険事務所)			手管理の時期1人に複数の番号を払いだされた状況の中で、年金請求時に職歴の記入がない場合記録がもれている部分がかなりあるのではないかとおもわれる。2~3年前です。	厚生年金資格照会等勤務した会社名は不明でも社長、上司、等名前を聞きながらの調査をした。基礎年金導入時、もう少し時間をかけて手番の統合をしてから基礎年金番号の付番をし方がもれは少なくすんだのでわないかと思います。
11007	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金額に結びつかない記録が膨大にあることをニュースで知り、対象者の方に申し訳ない気持ちでいっぱいでした。	窓口や電話の応対を一生懸命取り組みました。 反省点は、個人の年金記録を毎年郵送するなどオープンにしていなかったこと。 また、制度が複雑すぎて、一般の方にもわかりずらく、事務処理誤りも起こりやすい制度と考えます。 もっとシンプルな年金制度にするべきと考えます。
11008	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	国家プロジェクトとして、できる限り人を投入するしかないと思います。	年金記録問題を知ったとき、国の信頼を損ねる大変な問題だと思いました。 その問題が存在するのを知ったのは平成18年くらいです。	一件でも年金記録問題を解決すべく、時間外や休日も出勤して資格照会に取り組んできました。 また、電話対応では、できる限り調べて誠意を持ってお客様に対応したつもりです。 年金の制度が複雑化したことと、チェック機能があまかったのが反省点だと思います。
11009	地方庁	社会保険事務所課長級以上	国民年金第3号の届けっぱなしで変更の届出をしていない。 (途中短期間厚生年金に加入等)	突合の上被保険者に通知(勧奨)を送付する。	まじめに勤務した人が正しい年金を受けられていないならば大きな問題である。 平成19年の秋ごろ。	一貫した対策が講じられなかったため現場ではいろいろ混乱を起こし、それが処理の遅れにも繋がっていった。 日常業務もおろそかにできないので、現員の職員だけでは対応不可能であり、相談員等を増員すれば済むというものではない。思い切ってある業務をとめてしまう等の対応が必要であったと思います。その時は、各事務所に任せるのではなく厚生労働大臣名での指示が必要であると思
11010	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	承知しておりません。	人員を大幅に増員し、集中的な確認作業を行う必要があると考えます。	国民皆様にとって、非常に重要な問題であると認識しています。なぜなら、年金記録に基づいて年金額が決定され支給されていることもあり、国民一人一人の方の生活にも影響していると考えるからです。	年金記録問題の早期解決をめざし、この問題に積極的に取組み、誠実な対応をするように心がけていました。 職員各々の年金に対する認識及び取組みの甘さがあったのではないかと考えます。
11011	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録問題の解決については、被保険者(国民)の協力も不可欠であり、 国民に協力を求めるアナウスメントを発することも必要と思われる。	過去から認識されていたであろう問題をあいまいにして先送りしてきた結果がクローズアップされたもののように思われた。 任期付職員として任用され、期間調査に携わったとき。	期間調査にあたっては、全力で真摯に取り組み、徹底して「さがしてみる」ことを心がけた。 コンピュータのない時代のことといえ、紙台帳を見ると、その記載すべき事項に漏れや誤りと思われるものもあり、その記録が何年あるいは何十年後かに結びつくであろう、年金を受給する被保険者への思いに欠けた事務処理姿勢があったように思われる。
11012	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	記録調査など、複雑な処理になるので、経験者、OBなどの経験を生かして集中的に処理をして解決に向ける。	個人の記録が、だれのものかわからず、もらえるべき年金をもらっていなかった方が大勢いた。 記録問題等報道されるようになってしりました。	記録紹介等、お客様から、当時の会社名やいろいろな合点できる内容を確認し、一件一件丁寧にさがしていきました。現時点で、やはり、昔の台帳、お客様の記憶など、システム的問題が多いと思います。
11013	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	本人の職歴及び加入記録、納付状況について、定期的に確認できる機会をつくることが必要と考えます。 たとえば、厚生年金の資格喪失が入力された時点で、、早い時期にDMの様式で国民年金の加入勧奨をし、同時に納付困難な者の、免除申請勧奨(意思確認)をし、国民年金の適用もれをふせぐ。 厚生年金の加入もれ等は、基本的にないとお思われますが、雇用保険の資格取得日との確認を、労働保険と連携協力し随時確認をしていくことができれば、適用もれや、資格取得日の遅延がなくなると思います。 さらに、将来は社会保障番号のように、一元化し、一人ひとつの番号で年金、医療、労働、失業の関係及び、住基が確認できれば、さらに社会保障全般にわたり、効率的かつ、より良いサービ	年金記録は、被保険者が年金を請求する時点で、過去のもれている記録の確認をし、裁定しておりました。 ですから、問題となるべき点は、戦後の復興まもなき時代に、厚生年金の加入や、記録の管理、さらに年金制度の周知が、その時代に適切に行われていなかったことが問題であり、当時の手作業による記録の管理では、職員が何人いようとも、できることには限界もあり、当時の時代背景から考えても、できることはしていた思います。 ですが、国民の年金記録を管理するには、時代に取り残されたシステムだったのだと思います。	年金相談は、窓口相談を基本とし、本人に自分の加入記録の確認を必ずしてもらい、年金を裁定するしかない思います。 さらに、年金制度について周知する方法を考え、意識をたかめてもらい、 自分も年金制度に精通した職員になりたいと考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11014	地方庁	社会保険事務所長		コンピュータによる情報管理の無い時代に施行された年金制度においては、年金手帳の添付や、戦歴申し立てが必要となる事が前提の制度であるから、本人からの聴き取り調査以外に決め手は無いと考えます。	年金記録問題がマスメディアに取り上げられるよりも前から、事務処理を行う上で、被保険者記録が複数の年金手帳の記号番号にまたがっている方を何人も見てきました。もちろんこちらの処理誤りで記録がまとまっていないケースもありますが、本人の非協力によるものもありました。被保険者の記録が整備されていないのは、充分有得る事と認識していました。(件数は予想外です	年金問題が云々取り上げられる前より被保険者期間の調査を行う業務をしていましたから、過去の経験に基づき、本人の記憶を思い出す手助けをしたり、(地図を見せたり、学校を卒業したところから順番に記憶を辿る様に促すと、思い出したりすることもあります。)時間をかけて応対することを厭わない気持ちで対応しました。
11015	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	消えた年金とマスコミに流布され、我々が職務怠慢から記録を消したかのような報道には納得できない。 国民年金と厚生年金保険は制度発足歴史が違う。過去からの政治的無策のツケを職員のみへ責任を押し付けたと感じている。 昭和60年頃廃案となった国民葬背番号制が導入されていれば、消えた年金問題は防げた。	平成9年に基礎年金番号が導入され、現在の方法で1件づつで、統合を進めるしかない。	申請主義の考え方は、将来問題がおきると感じていた。	国民年金被保険者台帳を廃棄処分したことが、不安を増幅させた。 過去の書類は、管理保存すべきだった。
11016	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	情報を共有し、一連の作業がスムーズにできるように役割分担をする。	問題が存在すると知ったのは報道を通してです。 過去の記録が漏れていることによって年金が正しく支払われていない等の問題があり早急に解決しなければならない問題であると思いました。	一日でも早く正しい記録となるように周囲の人と連携をとり協力し合いながら 業務に取り組むように心掛けました。 他の業務と平行してとなると状況によっては作業が滞ることもあるので集中して記録問題に取り組む部門が必要だと思いました。
11017	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	記録を登録するまでの作業として、審査、入力等の作業があると思いますが、正職員でも派遣スタッフにしてもわかりやすいマニュアルがあるといいと思いますし、入力に関しては、ミス入力が事前に分かるようなシステムであると事後の確認等の手間もはぶけると思います。	年金記録問題が存在することを知ったのは、マスコミで話題になってからだと思います。 将来の年金につながる記録が消えた・・・とマスコミで報道されたら、誰でも不安になるし、大変なことだと思います。ただ、すべてが、社会保険の責任だとは思っていません。	私たちの職場全体が、お客様からの信頼をなくしたわけですから、電話や窓口の苦情に対してもある程度我慢し対応してきました。 特に電話での対応は、とてもつらいものがありました。職場に対してだけの苦情ではなく、私たちの人間性まであれこれ言われた時が一番つらくきつかったです。 私たちの業務は、もっと責任をもって進めていくべきだったと思います。
11018	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金の記録があるが、国民年金との重複があるために、名寄せの対象とならず、記録正常で郵送回答している方がおられる。	国民年金との重複があっても、名寄せの案内を送る。	当初は、基礎年金番号に手番が統合されたいない問題と認識していたが、国民年金では台帳からの入力ミス、厚生年金では事業所の虚偽の報告など、さまざまなことがあることがわかった。	全国的に手続きを統一し、しっかり研修をして正しい処理をでき業務にすること。
11019	地方庁	社会保険事務所長	特になし	・システムの改修 ハード、ソフト共にお客様や職員の要求に応じられる処理能力がない。 市町村が利用している戸籍用のフォントが必要。 ・記録の整備 個人差のある記録調査照会のレベルを平準化するにはデータベース化が必要。 ・優先順位 現状では受付け順が公平ということであるが、高齢者優先で作業できるようコンセンサスを得るため政策的な広報が必要。 ・学校教育 広報が必要。	制度的には法令の不備も多く、通達行政で保険者の判断(玉虫色の条文)が多かったように感じる。 記録問題は届出主義で設計された制度的な部分や創設時からの経緯等もあり、あまり問題意識がなく、最終的には年金裁定時に整備するという状況はやむをえないと思っていた。 旧台帳・マイクロフィルム等の電子化されない記録が大量に存在するということは記録問題が表面化するまで知らされていなかった。	・来訪者等の理解が得られるよう丁寧に分かりやすく説明するよう心がけている。 ・性善説で設計された制度 ・ヒューマンエラーのチェック機能不十分 ・3号は厚生年金加入と誤解している方も多く、一人一つの番号と思っていない等、制度の広報周知不足。
11020	地方庁	その他(社会保険事務所)			報道されるようになってから初めて分かりました。	ねんきん特別便等実施する前に事前に地方の意見も集約していただきたい。 ねんきん特別便等の照会票管理方法(管理簿)など統一すべきである。 管理方法がばらばらで進捗などの報告が求められてもすぐに対応できない。 ねんきん特別便で名寄せ記録は別人である確認をした後に、別な確認票が また届いてそのたびに問い合わせを受け、2度手間、3度手間であった。 かなり無駄な時間を費やしたと思う。それがなければ照会された記録の調査に 時間をかけられたと思う。 記録の調査もきちんとできているのでしょうか。 調査した結果記録はありませんと回答した後、新たな名寄せ作業で実はご本人の記録と思われるのがでてきましたなんてことが起こりそうと思う。 旧台帳もすべてオープンにしてから調査すべきなのではなかったのではないでしょうか。
11021	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	わかりません	任期職員のため勤務年数が浅いので在職前に報道などで知りました	任期職員として採用していただいてから職員の方々についていけるよう努力することに精一杯で考える余裕がなかったので今後の自分の中の課題として考えたいと思います
11022	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	全てを解明するにはまだまだ時間が必要。 救済法のような特別措置が必要なのかもしれない。	他人の記録が誤って統合されているケースは、このように問題になる前にもいくつか見受けられた。 手番が複数ある人が存在し、基礎年金番号に統合されずにいる人が多いのは、制度上、仕方がないと思っていた。	ご本人の職歴を丁寧に聞き出すことに努めた。 システム上の問題も大きいと思うが、年金請求の際に職歴確認が十分でない ことが多かったのではないかと思う。
11023	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない。	一件一件対応するしかない。	報道がされてから。	期間調査を所を上げて取り組んだ。 問題になる以前より少しずつでも記録整備をするべきだった。
11024	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		入庁2年後の平成16年～17年くらいにかけて、厚生年金に係る加入期間調査の業務を担当し、記録管理の脆弱さを目の当たりにし、漠然とではあるが「何とかしなければいけない」との認識は持っていたが、問題の全体像を一地方職員として掴める状況ではなかった。また、組織としても動けるような雰囲気でもなかった。	当然、一職員として目の前にある調査業務には責任を持って取り組んだが、それ以上の大きな枠組みでの取り組みは行えなかった。もちろん、上司や同僚との議論、働きかけといった個人レベルでの行動はとっていたが、組織としての意識は残念ながら低いものであった。年金問題は個々の職員の業務に対する低い意識、そして個々の積み重ねである組織としての問題意識が欠如していたことに起因すると思う。
11025	地方庁	その他(社会保険事務所)	理解している人ならば判っている事ですが、国民年金第3号被保険者について、パートタイマーなどの収入がオーバーした場合や離婚した場合、本来自分自身で1号被保険者の手続きをしなければいけないが、その事実を隠して(または知らずに)そのまま第3号被保険者になり続けているケースが見受けられ、現在の勤奨状ではカバーできない部分となってしまっている。 まじめに保険料を払っている人に対して、不平等感があり、全体の保険料収入減や、本人の年金受給権をなくしてしまう事につながる恐れがあるので、何かしらの対策を講じる必要があると考えます。	区市町村からの情報提供や、住基ネットとの連動、納税者番号制の導入とそれとの連動などが考えられます。 あとは、消極的な考えでは現行の3号の届出を改め、1号加入手続きをしなくても良いように、死亡など以外にも3号の喪失届を認めるようにしてしまう、という方法もあります。	いつ頃かははっきり覚えていません。 しかし、基礎年金番号導入以前に、厚生年金の資格取得を担当していた時、会社も本人も番号がわからない、といわれた際に、将来複数持っている事が不明な場合はその記録はどうなるのだろうか、と危惧した覚えはあります。	番号を複数持っていることが、電話照会などでわかった場合は、年金受給時などを待たずに、統合するよう昔から勧めていました。 年金制度によって番号が別々だった点も原因の一端だと思いますが、本人への確認を徹底していなかった会社側にも原因があると考えます。 また、入社の際などに名前や年齢を偽っていた為に同一人物と考えられないような事も多々あったようなので、そのような記録を生み出した被保険者の自業自得とも思えます。 また、広報が徹底されてなかったのも一因だと思います。
11026	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。	現在社会保険に採用されて6年目ですが、これまでの配属先が現存者ばかりを扱う係だったため、このたびの記録問題が起こって初めて記録問題の存在を知ることとなりました。 年金制度の何十年という長い歴史の中で、度重なる法律・制度改正があり、年金が果たす役割や国民の捉え方などその時々で変わってきており、記録問題は複合的な要因が重なって起きたのだと認識しています。	窓口や電話等で年金受給者の方々と接する中で、年金受給者のほとんどが年金収入に頼って生活している現状や年金が高齢者に与える影響の大きさを痛感しており、それまで以上に窓口や電話対応の際は親切・丁寧に相談者の方々の要望に応えられるよう対応してきました。また、記録問題が起こった時期は年金給付課に配属されており、大阪は地域性もあるのか記録問題が起こる前から再裁定の件数が全国でも特に多かったと聞いたため、年金の裁定請求の際は必ず氏名検索や記録確認を入念に行い記録問題発生以後に裁定された受給者の再裁定の件数の減少に努めました。 年金記録問題の反省点のうち社会保険側の要因としては当時の記録管理が、手管理だったことや機械化の際にアルバイトのオペレーターなどを雇って紙台帳をコンピューターに入力させていたことへのチェック機能が働いていなかったことだと思います。 また、事業主側も従業員に対する様々な通知義務があるにもかかわらず、行っていなかったり今ほど年金に重きを置いていなかったことなどもあり、行政側の適正な届出の指導が不十分だったこともあると思います。 相談に来る方々もよく言われることですが、今ほど年金が世間一般的にクローズアップされていなかったため、関心が低かったことも要因のひとつで、今でさえ複雑な年金制度をある程度理解している被保険者、受給者の方々はそう多くないと思うため、行政側からの制度周知はこれからもさらに必要になってくると思います。
11027	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ありません。	平成18年度末ごろ。	ねんきん特別便や定期便にて、年金記録を送付することで、被保険者自身が自分の記録を確認できたのはいいと思います。しかし、ふだん記録画面を見慣れている職員と違って被保険者の方々は、ねんきん特別便や定期便が見にくかったように思います。被保険者により自身の年金記録を周知するとともに、わかりやすい資料を送付していくべきだと考えます。
11028	地方庁	その他(社会保険事務所)	一般的に知られていないことは、わかりません。		社会保険から個人に対して、「基礎年金番号に、基礎年金番号制度前の番号を登録する」という個人宛の周知は、基礎年金番号通知書に同封した際と照会票を送付する一定の年齢の人だけということで、あとは本人の申し出と年金請求の際だけだということだったのでそれでは皆、年金請求の1回だけのときにしかわからずその時判明しなければそれはそのままになってしまうのかという疑問を覚えました。これは、平成13年10月頃だったと思います。	業務センターから送付するものである為、どうにもできないと思い込んでしまいました。「もっと周知をしなければ」と声を大にするべきであったと思います。自分にできる限りのことをやろうという考えをもっともたなければいけなかったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11029	地方庁	その他(社会保険事務所)			・記録問題については、平成21年2月の入社後に業務に携わってから、より詳しく知るようになった。 ・当問題が、すべて社会保険庁の怠慢が原因であるような報道がなされていることに、憤りを感じる。 ・とはいえ、自身も入社するまではそのようなイメージを抱いていた。 また、自分には関係のない他人事だと思っていた。	・反省点は紙台帳から、データベースに移行する際の正確さが欠いたことだ。 フリガナの読み方、入力ミスや、漢字間違え、得喪日の不一致など。 その時点で間違えるから、後に探し出すことが困難になり宙に浮くことになった件数は多いと思う。 ・真摯にかつ毅然とした応対を心がけている。
11030	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	いたずらに期限を設け、単なる残数を減らすというのではなく、じっくり腰をすえて「記録の確認」を行うべきである。 そして、先ずは「カセット」を開いて、記録を確認できる状況にするのが、先決だと思う。 デコ入れすれば、すぐに実現可能なことなのに、。。 現場の残数もぐっと減るのに。。。 不思議です。 単純な順序立てをすることすら、庁は権限がないのでしょうか。 政府の方針に従うのが中央官僚の苦しい立場なのでしょうが、 悲しいです。 未統合記録の解消という事業の大前提を考えれば、「フォローアップ照会」など、要領を変更させてまで「接触不可」にさせたものを、今度は市町村に協力して要請して来いという。 場当たり的な方策が現場を混乱に導いている。	19年6月の5000万件という数字が踊りだすまで、全くのレアケースを思っていた。 私自身、事務所にて年金の裁定請求審査事務をしていたが、請求時の記録確認は氏名検索も読み方を何通りにも変えて、必死に検索をしていたためという自負があった。 しかしながら、今回、局で役職上「漢字・カナ」の1975万件や払出簿の調査リストを取りまとめをしたが、業務センターのデータ管理は、やはり「杜撰」であったといえる。	今回、局で役職上「漢字・カナ」の1975万件や払出簿の調査リストを取りまとめをしたが、業務センターのデータ管理は、やはり「杜撰」であったといえる。 そもそも、現場である事務所は正しく報告をしているにも拘わらず、「業務センター」にての転記ミスや、ましてや、「生年月日の丸め込み」がされていたなど想像すらしていなかった。 しかしながら、そのことも庁の指示があったからこそだと推定している。 個人の処理ミスは、コンプライアンス等で防げると思うが、不正事故というものは、組織のトップの意向が必ず介在している。 だとしたならば、なぜ、また同様に結果や処理を急ぐあまりに、無理やりに要領まで変えてまで、「未処理件数」を減らせとの「圧力」にまけてしまうのか。 庁のトップは今一度、自らが招いた問題として反省し、事業の本質に目を向けるべきである。 現場の反省点とすれば、最終的な記録の統合は年金請求時にきちんと行えばいいという姿勢があったとは思う。
11031	地方庁	その他(社会保険事務所)		地元の職員を活用し記録の掘り起こしを地道に行う	年金記録は社会保険行政の根幹であり、それが揺らぐというのは存在意義がなくなるくらいの大問題であると認識します。記録管理が財産であったはずなのに、きちんと守れなかったことや、市町村の統台帳等を破棄したりしたことが悔やまれる。	早急に記録を整理することは、現在進行形で不当に低い金額や不支給になっている人がいることを考えれば当然であると思いますが、一方で慢味な統合などが発生しないように慎重に進めることが必要であると考えます。 記録の掘り起しには臨時的に人を増員して対応するだけでなく、古い記録でも対応できる職員やOBなどをもっと活用すべきと考えます。
11032	地方庁	社会保険事務所課長級以上		専門に執り行う人員の確保	国民へ制度への不信感を与え、運営自体に支障をきたす。 記録問題として取り上げられた時	記録問題に関する業務には積極的に参画し、信頼を取り戻すための接客を行った。 厚生年金適用においては、事業所からの届出により年金番号を払い出しを行っているが、住民基本台帳と必ずしも一致しておらず、現在でも高年齢者でも新規番号を払いだしていることもあり、複数の番号を払い出さないようにしないといけない。
11033	地方庁	その他(社会保険事務所)	私の体験では、[redacted]年金相談室に来所されたお客様で、その方のお住まいの最寄[redacted]事務所では厚生年金期間が5年ほどしかないため脱退手当金貰えないと回答を受けたお客様の記録を、戸籍謄本等を改めてお調べしたら、離婚された夫との婚姻期間でカラ期間とあわせて25年以上を満たすことができ年金の給付に至ることができたと言う事例がありました。それと、他の都道府県から裁定請求書が送走されてきた際に、旧姓からなど記録の確認漏れがたくさんありました。改めて電話にてお客様に確認したところ、窓口ではその件は一切聞かれなかったと仰られてました。東京都内の事務所からの回送分よりも、関東隣接県からの回送分に確認漏れが多く見受けられました。	特別便の対応の中で思ったことは、持ち主までは特定できる場合はあるが、それが本人の利益(年金の給付)に繋がらないケースが多々ある。私からみたら受給者本人の給付に繋がることが本当の年金問題が解決するものでは無いかと思いますが、持ち主を見つけてようやく解決なんて考えが甘いと思います。	5000万件の年金記録の問題を知って思い出したのは、相談室にいたときに来られたお客様で、10件以上も厚生年金番号があることが判明したとき、一つ一つ窓口でお客様から聞き取りながら、記録を拾い出していった経験があります。年金の問題は、昭和30～40年代に機械化がされてなかったときに、本人が新しい勤務先の事業所に申し出なくて新番をそのたびに払い出していったケースも考えられるし、必ずしも5000万件もの宙に浮いたものが発見されたのはすべて社会保険庁のせいだとは、一概には言い切れないと思います。 その一方で、年金の裁定請求手続きの際に、(6)の問いで述べさせていただいた通り、受付審査の時点で確認を怠るなど、社会保険事務所でのチェックの不十分でこのような事態に陥ったことは反省しなければならないことであります。	(8)に重複する部分がありますが、窓口にて、あるいは特別便の電話対応にて、お客様の昔の古い記憶を掘り起こしやすくなるよう、聞き取りを行うよう努めました。窓口電話で年金の記録を確認する際に、多少時間かけてでも、お客様の記憶を蘇らせ、1つでも記録の持ち主を判明出来るよう、一層の努力が必要かと感じました。
11034	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	可能な限りご本人の申出に基づいて調べる、また名簿との突合をして確認していくしかないと思います。	年金記録問題をどこまでを指すかで、存在を知っていたかどうか、時期含めて変わりますが、厚生年金加入記録の未判明記録の探しきれていない部分があるのは、期間調査の業務を行っていたときに感じていました。	反省点は、現在の年金記録の管理方法(特に厚生年金)が、 1、住所登録を要していなかったために本人特定を加入者本人の記憶に頼らざるを得なくなっていること。 2、オンライン切替時の処理のずさんさ。特に、判別できない記録をその時点で確認せず不十分な記録のまま登録していること。 3、記録確認を「最終的に年金請求時に確認できればよい」という考え方のもとあらかじめ記録整備しなかったこと。 4、年金相談対応者への、その当時における年金加入記録の管理の実態を教えていなかったこと。調査方法等の習熟度によって、かなりバラツキがあったように感じます。 などがあると思います。当然、昔から現在のような検索システムが確立されていれば、未判明記録はだいぶ減っていると思われますが。
11035	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に知らない	わからない	名前や生年月日・特現が入っていない厚年記録や、オンラインにすら移行されていない年金記録が何万件もあるということは、本庁の職員しか知らず、一切、現場の職員にはこれまで知らされていなかった。それまでは当然、オンライン記録が正しい記録と認識していた。	(8)のような経過があるにもかかわらず、現場に現実に実行不可能な業務を通知一本でおろしてきている現状。しっかり対応できる体制つくりと実行可能なのか、考えてから対策を立てるべきでは。 何も知らない政治家に振り回されすぎている。
11036	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	年金制度の一元化、記録管理のシステム化が必要と考えます。	年金記録問題として意識しはじめたのは、基礎年金番号制の導入時。統合するにあたり、氏名(ふりがな)や生年月日の相違がかなり多く、統合できない記録も結構多かった。しかし、ここまで問題として大きくなることは予想しなかった。 今回の年金記録問題は、年金記録の台帳への記載や管理方法等に大きな問題があったと思う。きちんとシステム化されていれば、ここまで大きくなることはなかったのではないか。また、年金制度の複雑化もこの問題の一因ではないでしょうか。	付番されている以上、誰かの記録であることに違いないわけで、時間がかかっても記録の待ち主を特定させるよう努めました。 職員の記録を管理しているという意識が欠如していたのかもしれません。
11037	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	年金特別便や定期便をしっかりやり遂げることだと思います。	3年くらい役前に知りました。 戦争中の古い記録やいろんなケースの記録が大量にあるので、国としてしっかり対応すべきだとおもいました。	いろんなケースの記録が大量にあるので、組織的に計画的に対応しなければ いけないと思いました。 もっと早期に業務の仕方を変えていればちがっていたかもしれません。
11038	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	できるだけ多くの人材を振り向けて、一斉に作業を行う	平成18年頃、期間調査の担当していたとき、過去記録の管理の杜撰さについて疑問に感じておりました。	その当時は、自分にできる範囲内で過去の記録を調べるしかなかったので、周りの人にも相談しながら調査はしていました。過去記録についてはもっと厳重に、慎重に管理していくべきであったと思います。
11039	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません		当時、年金請求で、手帳番号を統合していましたが、行政からお客様に、事業所名などをお伝えすることができず、疑問に思っていました。	お客様の立場に立って対応した。 問題点はお客様からのアクションを待っていたところ。
11040	地方庁	その他(社会保険事務所)				
11041	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金・記録業務に精通した人材確保 カセット(旧台帳)記録すべての画面照写	組織全体の問題と認識しております。 記録問題については、基礎年金番号導入時の手番登録の処理(返信はがきでの中央処理)を、完全におこなっていれば、少なくとも5000万件にはなっていなかったはずです。年金受給時に統合するので今しなくても(平成9年)よい といった考えが、組織全体にあったように思います。	社会保険事務所の窓口最前線で対応にあたりました。 ながきに渡る複雑な制度と、度重なる法改正、記録システムの不完全、業務取扱(マニュアル)の統一性のなさ等が招いた問題だとおもいます。 過去の年金請求時(昭和60年頃)において、現在のような名寄せシステムの構築がなされていなかったため、ある程度の疑義複情報、本人の申出による職歴審査しかできなかった。生まれてからの職歴を全て洩れのないように、請求書 に書いてくださいと、窓口では説明しておりました。どんなアルバイト程度の職歴でも調べますからと、対応しておりました。しかし、請求者自身の年金加入に対しての認識も薄かったことは事実ですし、窓口職員、また組織全体が、記録をもらして年金を決定してはいけないという気持ちに欠けていたと思います。 少なくとも、私のまわりでは職歴は細かいところまで聞き取るという対応がなされてきたと思って
11042	地方庁	その他(社会保険事務所)	誤って他人の年金記録が反映されてしまっていること	本人に具体的にどこどこに勤めたこと無いか聞くと、中には不誠実な人もおり、このような事象に陥るため、今の過渡期を越えてからは、具体的な事業所名称等で確認をしないようすべきと考えています。	本人の年金記録が意図的に削除または、欠損されていることが本当の問題と認識しています。ただ、統合できていない年金手番は本人と窓口との問題ではありますが、減らす必要はあると認識しています。	お客様の意見に誠実に応対しました。特別便等また2万件の訪問調査を行いいろいろ応対しました。
11043	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録問題につきましては、法令順守のもと、スキルを持った人員をどれだけ投入できるかということに尽きると思います。 また、一人一人の職員が、年金記録問題解決に向けて真摯に取り組むことが重要とも考えます。	昨年の2月から、任期付任用職員として採用されましたので、既に年金記録問題の対応の最中でした。	一件、一件を法令順守に基づいて、確実な記録確認、統合を心掛けました。 しかし、当初は事業所等の確認にあたり、ご本人からの申し出という形であったため、ご本人の記憶に頼らざるを得ない状況でしたので、難しい面もありました。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11044	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	事務所段階では、十分な内容確認できない年金記録データが存在しています。(特に昭和10年代後半～昭和20年代)上記の年代分の記録の持ち主を探しだす事が重要であると考えます。	TV・新聞報道により、事の深刻さを痛感しました。自分自身では十分な対応を図ってきたと思っていますが、記録もれ等の問題がこれだけ多く出されている以上、組織の問題として捉え、全ての職員が全力で対応していかなければならないと認識しています。	年金記録問題となる前から、本人と思われる記録については窓口・電話対応を図ってきました。更に、業務支援として年金相談・ねんきん特別便対応・資格照会業務を行っています。また、現在徴収課在籍でありますが、全ての面での対応が求められる中で、職員一人ひとりのスキルアップに向けて、年金制度についての勉強会を2回開催してきました。 現時点の反省点は、申告・申請がされれば十分な対応が図れるが、そうでなければ対応した職員の裁量によって判断される。よって、本来受給できたはずの年金がもらえない状況となり、問題化していると考えます。
11045	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	ねんきん特別便の未回答者に再度提出のお願いをする。	昭和61年4月に基礎年金制度が導入された際厚生年金保険と国民年金の重複者が多く見受けられた。この時点で将来的に問題になるではないか思いました。	特に対応できませんでした。基礎年金番号ができた際他年金番号について本人照会を複数回していれば少しは解消できたと思います。
11046	地方庁	その他(社会保険事務所)	被保険者本人による氏名や生年月日を偽った申告等による年金記録の存在は、あまり知られていないのではないかと思います。	偽った年金記録が本人のものであることの確定は、過去の記録になるほど難しいと思いますが、本人の話の信憑性をどこまで確認できるか、文面のみでのやり取りではなく、1対1に近い対話が必要となってくると思います。できうる限り話を聞くこと、が時間はかかりますが、一番確実な方法だと考えます。	未統合の記録が存在することに関しては、採用当時の平成12年から知っていましたが、年金を受給する際に統合される記録だと思っていたため、あれだけ多くの統合されていない番号が存在していたことに驚きを感じました。また、報酬月額の相違や賞与記録の漏れなどの問題も判明し、現場の職員のほか被保険者本人、事業所、その他様々な方の協力なしでは解決しないとても大きな問題だと思いました。	審顕の審査時においては、新規による基礎年金番号の払い出しをしないよう電話や文面にて精査するよう心がけました。 また、特別便等の対応がスタートした際は、本人からなるべく細かい情報を聞き出し、本人が納得できる回答をお届けできるようにしました。 年金を受給する年齢になるまで自分自身の年金記録に関心のない人が多かったことが今回の問題の根底にあるのではないかと思います。 たとえば、学校の授業に年金の仕組みについて取り入れるなど、年金の仕組みがもっと身近に感じられるような工夫が必要であると思います。
11047	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知らない	解決には国民の皆さんに協力が不可欠ですが、時間がかかる問題でもあります。社会保険庁や国が国民に向けて制度の生い立ちや成り立ち改正等について情報を発信し、誤った認識を取り除いていただくことが必要と思います。その上で、計画的に問題を解消していくことが大事だと思います。 特別便のように短期間に集中的に実施すると現場では対処できず国民の不信を増長することになります。また、事務処理の誤りも発生する確率が高くなります。とにかく急がば回れのごとく、しっかりとした計画のもとに丁寧な国民への説明をし協力を仰ぎ、場合によっては政治的な判断	新聞等で報道されるまでわからなかった。	年金番号に対し、加入者、事業所、社会保険事務所、市町村それぞれが、番号管理の大事さの不徹底が原因であり、制度設計した厚生省を含めて各人が反省すべきことと思います。
11048	地方庁	その他(社会保険事務所)	申し訳ございませんが、存じません。	(6)について、ございません。	[redacted] 「年金記録業務の適正執行に関する要約」 今般の年金記録問題については、社会保険庁における業務管理やシステムの運営についての長い年月にわたる問題点と、プロセスにより生じたものであり、…一、…二、…三、…平成19年10月31日厚生労働大臣例添要一 という文書が、壁に張り出してあるのを拝読して認識しました。	(8)の問題に携わったのは、[redacted]、謝金職員として勤務のとき、届書コード080検索において、地道な記録統合に結びつく可能性を探す作業をいたしました。 平成21年度の現時点では、記録調査ではなく徴収課に在籍しております。 反省点としては、長年、裁定請求のときに確認すればよいという考えで過ごしてきたことです。 「ねんきん特別便」を実施の平成20年に社会保険事務所に勤務をはじめたので、これまでのことを踏まえて勤務をスタートできた職員であると思っております。 昨今の国会中継においては、棚橋議員が、長妻大臣に質問をしている内容を注意深く拝見しております。
11049	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	無し。	最初に年金記録問題が報道された時点では、基礎年金番号導入時の未統合記録のことと思っておりました。そのときには今後受給の際に統合すれば良いと考えていました。社会保険庁より新しい対応、マスコミから報道があるたびに問題として認識するようになったように記憶しています。逆にWMに登録されていない記録があることと知り、職員まで騙していたのかと憤慨したことを覚えています。	過去の記録であるとはいえ、組織の人間である以上解明は我々の責任であること、社会保険庁より記録解明に向けた対策が出されるたびに真摯に向き合い懇切丁寧な相談対応、及び現場でできる限りの対応をとろうと考えていました。 未統合記録については過去のコンピュータの無い時代のものでコンピュータ化の際もっと早く対処していればと思っているところで、全体には問題として発覚した際は隠さず速やかに対処していかなければいけないと思っているところです。
11050	地方庁	社会保険事務所課長級以上	そのような特殊な問題は存じません。		平成3年頃、厚生年金の期間照会業務を担当した際に、年金記録の不備があることを知りました。 ご照会いただき、調査する中で記録は整備されていきましたので、よくないことではありますが、今ほど重要には感じられませんでした。年金請求までに整備されれば大丈夫という気持ちがあったのかもしれません。	担当していた際にできることは、精一杯したつもりです。 照会いただいたことには、誠実に取り組み、調査・究明していきました。 しかしながら、地方庁の職員としては、できることに限界があったのではないでしょうか。照会いただけていない方、職歴を失念されている方等は、アクションを起こすことがなく、問題が埋没されたままになってしまいました。 世間一般的にも、今ほど年金が重要視されておらず、あまりにも未成熟であったと思います。 もっと早く、住所を収録していたら？、もっと早くオンライン化されていたら？、 新年金番号払出にもっと慎重であったら？等々反省することは多いです。 コンプライアンスの意識も未熟でした。 今不安に思うことは、年金制度に対する一貫性が貫けているかといううことです。 世論に押され、何でも容認する傾向があり、適正な制度運営ができているとは思えないのです。 つぎはぎだらけの改革は、将来もっと困難な年金問題に発生しないでしょうか？もっと毅然とした姿勢が必要だと考えます。
11051	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	特にありません。	古い年金記録については、本人が手帳を紛失したり、職歴を憶えていなかったりした場合に、調査の手立てがなく、実際に加入していた記録でも、受給に反映していない場合があることは、職場に入った頃から認識していました。 また、勤務していた事業所が社会保険加入していなかった場合もあり、本人申し立てが、必ずしも年金につながるものでない事が多いのも確かです。 そのため、未請求の年金記録が多く存在しているとしても、本人の記録であるという確認ができない以上、やむをえないものという認識でいました。	そもそも、発足時には手帳紛失や、自分(または家族)の職歴がわからなくなる場合があるという事を想定していなかったと思われます。 また、別人記録での受給を防止するために、疑わしい記録が見つかったとしても、本人記録と特定できない場合は、重複取消は行わないことで永年業務を行ったため、未請求の記録が膨大になったものと思います。 現在は、機械化により特定ができないものというのは、あまり無いとおもわれますが、紙台帳時代のものは、こつこつ人の手でとにかく探して、解決していくしかないと思います。
11052	地方庁	その他(社会保険事務所)	オンライン導入後に採用されており、旧台帳の問題など、私自身初めて知ったことで、すでに公表されているような内容以外に、知っていることはありません。	まずは、旧台帳のオンラインに未収録記録を、大至急収録する必要があると思います。社会保険庁に収録を依頼しても、かなりの時間がかかり本人に回答できないものもかなりあると思われるため。	はじめは、一人で複数の年金番号を所有していて、未統合になっている記録が多数あることが、今回の問題と認識していました。しかし、年金特別便を送付し、調査していく中で、名簿から正しく収録されていないのもや、旧台帳の記録問題について、知りました。	かなり古い時代からのものもあるが、できるかぎり正しく記録を早急に整備し、国民の皆様からの信頼回復に努める必要があると考えます。
11053	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	絶対的な人員不足だと思うので、マンパワーの確保。	公的年金制度の根幹を揺るがす問題。自分が当事者だとすれば、ぞっとする。 報道等により問題の存在を知る。	事務所で勤務していた際には、年金特別便対応する際に誠意をもって対応する。年金記録に不信感をもっているわけだから、窓口・電話においてとにかくまず話を聞く。どこに不信感があるかを理解し、丁寧な説明を心がけていた。
11054	地方庁	その他(社会保険事務所)	特段、新しい問題は知りません。	通常業務との兼務ではこの問題解決に専念できない、また過去の経過など専門的な知識も必要となるため、各事務所に専門チームを設ける必要があると思う。なお迅速な対応をするためにもカセット開封されていない記録すべてのカセット開封が必要だと思います。	この問題が発生するまでは、統台帳とWM上の記録に氏名相違と生年月日の相違があることは認識していましたが、これほど実際の記録と相違があることは認識していませんでした。	記録の調査にあたり、氏名検索等でWM上、本人の記録が見つかった場合でも、なるべく統台帳、マイクロを確認し、取得年月日、喪失年月日等に誤りがないか確認するようにしました。なお今回の問題は、お客様から預かった年金記録を大事にする意識が全職員になかったことだとお
11055	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	日々、親切・丁寧で分かりやすい説明をもって、国民の信頼回復に努める。	年金権、年金額に影響を与える大変大きな問題であると認識。 テレビ等の報道により存在を認識。	相談時における氏名索引の徹底。 反省点としては、職歴の聞き取り及び氏名索引の不徹底が考えられる。
11056	地方庁	その他(社会保険事務所)	マスコミ等で報道される事実以外には、特にわからない。	やはり、一人ひとり誠実に努力して、対応していくほかにはないと思う。	平成9年の基礎年金番号導入時において、それまで個々に存在した、厚生年金の番号と、国民年金の番号が統一されることによって、年金の記録が把握しやすくなったと感じた。	紙台帳から機械への転換の困難さや、どんなに古い記録であっても、その重要性が再認識された。
11057	地方庁	社会保険事務所課長級以上		一人一人の対応を、丁寧にしていくことにつきます。 そのためには、窓口相談対応人員の充実と記録確認事務のスキルアップが必要であると考えます。	昭和61年に国民年金の業務に配属になった際、同一人が幾種類もの手帳番号を持っている事実を知りました。 その際には、守秘義務もあり簡単に本人確認ができず、年金受給年齢の際に最終確認できるものと教えられていました。 そして、本人の自己責任によるものが大半だと認識していました。	守秘義務のはき違いにより、知識の無い国民に適切な対応をおこなえておらず反省です。 丁寧な対応をこころがけています。
11058	地方庁	その他(社会保険事務局)		今まではほとんどが事務所に来所していただいて対応してきたが、これからは 各自宅を職員で回って1件づつ地道に解決していくしかないと思います。	住所や氏名などが入ってない年金記録を見たことがあり、通知などを送付できないため、いずれ本人が確認する時に問題がおこると思いました。 こういった記録があるのを知ったのは平成18年ぐらいです。	上司に確認しましたが、どうしようもないと言われたため、そのままにしていました。 手番の記録に名前がカナ入力しかできなかったことや、住所を入れる欄がなかったことが問題点としてあげられると思います。
11059	地方庁	その他(社会保険事務所)	1.転職するたびに新しい番号をとっていた。 2.氏名や生年月日をいつわって届出をしていた。 3.会社が試用期間や住み込みで働いていた期間、夜学に通っていた期間を加入させなかった 4.会社が退職日を喪失日として記入していた	特別便・定期便等に記入してもらい、早急に調査・解明することが重要と考える。 色々な事例について、テレビ・新聞等活用して広報活動を行う。	基礎年金番号導入時くらいから、もれがある等感じていた。	電話・窓口等今まで以上に親切丁寧な対応を心がけ、説明等詳しく行う。
11060	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にございません。	国(厚生労働省)の責任において、「国家プロジェクト」として多角的に取り組み、国民の年金制度への信頼回復のため、年金制度改正案を次期国会へ提出すべきであると思います。	基礎年金番号導入時においては、20歳の方が60歳時に年金請求するとして、年金記録がすべて一本化されるには40年かかると思っていました。 また、年金記録に不備があるのは、昭和55年に社会保険事務所の業務課に配属された当時、庶業務課から「宙数リスト」が送付されて来ることから知っていました。	お客様が60歳時に年金請求する際に、記録統合をするのだから、当時は、お客様に説明するのみでした。 当時は特に問題意識を感じていなかったことが反省点です。
11061	地方庁	その他(社会保険事務所)	原因はわかりませんが、多数の記録の統合ができたいなかったり、納付の記録がもれていたりしているかとおもいます。	事務処理の流れを統一し、ミスのないようにしていく。	在籍してからです。	電話対応、窓口対応で、丁寧に対応する

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11062	地方庁	その他(社会保険事務所)	旧台帳カセットが開いてないものがかなり数があり、宙にういたままの記録が残っていると思われる。	事務所では対応できません。	年金給付課に所属していた時、申請主義をとっていたことに問題がある。 基礎導入時、記録の整備が行われなかった。	
11063	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	人材の育成	片付けなければならない仕事。 記録不備については資格照会の係へ異動してから知りました。(平成15年中)	平成15年のときに記録不備があり訂正の処理を上司に確認をとったが、本人からの依頼がないので処理はするなとの事だった。 誤りがある点は確認し、訂正を行い連絡すべきだと思う。
11064	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	時間かけて1件1件正確に解決していくしかないと思う	マスコミの報道等でわかりました。	とにかくひたすらやるしかないと思う
11065	地方庁	その他(社会保険事務局)	世間一般で知られていること以外はありません。	旧台帳の画面をパソコン上で簡単に調べられるようにシステムを構築する。	重大な問題だと認識します。テレビ報道などで平成14年頃と思います。	これまでの職員の年金に関する情報管理の意識がおろそかだったことが反省点でと思います。
11066	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	年金制度の周知	世間が騒がれ出した時と同じ時期です	時間をかけ丁寧の調査する カセットの存在が問題
11067	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	今までと同様過去の記録について調査するとともに、これからの記録管理について、システムや職員の意識、被保険者の意識の向上につとめる。	手帳を提示された際に、基礎年金番号に統合されていない記号番号があればその都度統合手続きをするよう説明していたので、今回のことで大勢の方々に周知できたのではないかと思う。 台帳と払い出し簿、オンラインの記録に齟齬があるのは大変な問題だと思います。	できるだけ窓口に来られた方達のお話を詳しく聞き、記録を見つけ出して正しい記録に近づけるよう努力し、また、ご今の時点での資格の得喪についても慎重に対応した。反省点としては、年金記録問題が起こる前は、変な記録をみつけても、組織的に解決する場がなかったことがあると
11068	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	通常業務に加え、さらに記録問題に取り組む訳ですから、人員の確保が不可欠であると思います。 いま現存する資料と、資格記録を突き合わせる作業を着実に行い、被保険者からの申し立てに丁寧に調査し、結果を出していくしかないと思います。	統合もれの手帳番号が複数あるであろうことは、以前より認識していました。	期間照会をお勧めする、もしくは、年金裁定請求時に確認するはずだから大丈夫だという説明をしていました。 以前の裁定(加入記録の把握)の仕方を詳しくしりませんが、はたして、どのようにして管理していくつもりであったのか、疑問に思います。戦前よりはじまった制度であり、このように人の一生の記録を保管する仕事は他になく、比べることも難しいですが、やはり情報量の膨大さは予測できるものでなかったと思います。システムも確立されておらず、国も事業主も被保険者も、年金手帳番号を安易に払い出す等、正しい取り扱いを怠ったことが現在の問題につながったのだと思います。
11069	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特に知りません。	紙台帳の電子画像化による検索システムにより、確実に記録を探せることを国民に理解いただきながら、突合せを進めていく。	平成19年の春頃に5000万件の記録が基礎年金番号に結びつかないと聞いた時、その大半が年金受給前の被保険者と思っていた。年金請求時に大半が解決していると思っていた。又、基礎年金番号付番時に協力を得られなかった方と思っていた。	問題が非常に大きいと認識してからは、できる限り一人でも多く、記録を結びつけることを、最優先に考えて行動しました。 反省点は、記録管理に問題があるという認識が無く、仕事をしていたこと。当時は、仕事に追われて記録管理がどのように将来影響があるか考えていなかったと思う。健康保険の給付や報酬の正確な把握などを、優先していた気がする。
11070	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思い当りません。	現状の地道な記録整備以外に方法はないものと考えます。	制度構造上当然に発生してしかるべき事態であり、それを「問題」として認識せざるを得なくなったのはマスコミ報道等により「問題である」とされて後のことです。	これまでに継続的に行ってきたように地道に対応してきました。
11071	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録問題以降、記録補正に伴い要再裁定者リストの出力が増大しています。 しかし、その内容確認作業において、現在のオンラインシステムでは、記録訂正を行った経過(訂正処理日、変更全記録等)が確認できない場合が多く、再裁定が必要な場合、当該受給者に十分な説明ができないため、対応に苦点するケースがあります。 また、万一当該リストの配信取得処理ができなかった場合、要再裁定者リストの出力された記録自体も残らないため、再裁定が必要な対象者の正確な把握ができない状況となっています。	オンラインの改善について ・国年手番を統合した際、統合処理年月日を表示する。 ・厚生年金の被保険者記録を訂正した際、訂正履歴を表示する。 ・年金受給者に対し記録補正を行った際は、警告リストがインサーター から出力されるよう改善し、当該処理票の写し及び当該リストを再裁定担当課に回付できるようにする。	主に、基礎年金番号に統合されていない年金記録が約5000万件存在しているという問題と認識していました。この問題について認識したのは、平成18年に公表された頃だと思います。	年金制度は、制度発足時から現在までの被保険者記録や給付記録を管理しなければならず、その間幾多の制度改正を経た中で、現在でも不十分な管理システムにて運営されています。長い歴史の中でデータ管理の技術の発展に追いついていけなかったことは、それだけ年金が国民の関心が高い問題であるという認識がなかったからだと思います。
11072	地方庁	その他(社会保険事務所)	・不十分な記録調査のままに記録回答している問題 記録照会の処理件数の積み上げるスピードを重視するあまり、以前と異なり、記録照会(特別便含む)に対する回答業務を受け付けた事務所で行なっているが、調査にはそれぞれの府県独自の検索の仕方があることが多い。 よって、他府県へ照会すれば判明したものも、調査しきれずに見つからなかった旨の回答するケースが多数あると思われる。結局これは以前と同じように、「事務所に相談したがそのような記録はないと回答されて諦めていた」という方を改めて増やすだけであり問題ではないか。	拙速な回答はなるべく避けるために、やはり現状では所轄の社会保険事務所で調査すること。 回答までの時間短縮を図るのは、調査そのものにかかる時間の短縮ではなく、受付から調査・回答に至るまでの事務の流れで無駄を最大限カットする工夫では？	よくいわれる社会保険庁としての組織的なずさんな記録管理というもののもたしかに問題であるが、結局は要因の一部に過ぎないこと。保管する情報量が、あらゆる会社組織を含む過去の日本の組織として、いまだかつてないほどのボリュームであり誰もこれほどまでに大量な情報量と長い時間をかける事例を扱ったことがない。結局誰もいままでここまでの国家的規模でのデータ管理を技術的にも管理したことがなかったため、ノウハウをもっと意識的に開発していく必要があったのではないか。	記録調査と回答、さらに再裁定にいたるまでの時間がかかることをご理解いただくようご案内してきた。
11073	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題については、加入、納付したものが年金に反映されていないという非常に重大な問題であるという認識を持ち業務を行っております。 勤続年数も少ないため、この問題の存在について知ったのは平成19年以降であったと思います。	一人でも多くの人の年金記録、年金額が適正なものになるよう積極的に調査を行いました。 現時点でみた場合、ねんきん特別便開始後であれば、厚生年金記録調査において、事業所検索システム、被保険者名簿、払出簿の検索システム等が充実していれば、問題の解決は早められたと思う。 また、基礎年金番号制度導入時に、このように手番が宙に浮いてしまうことになることを想定し、今の年金とくべつ便のような形で被保険者へのお知らせを徹底し、少しずつでも問題に取り組ん
11074	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			5000万件もの未統合記録が存在することを2007年5月ごろ知った。	年金制度改正・記録管理方式の変更等の際に、年金記録の正確性を確保することの認識が不十分であり、関係する記録・資料を適切に管理していくという組織全体としての責任感が欠如していた。 本人が問い合わせてきた場合のみ、記録を調べて間違いが有れば修正すれば良いという裁定時主義で業務を行っていたこと。 1 組織自身の意識改革などによって事務処理の誤りを是正する仕組みを確立する。 2. 記録の解明のため被保険者、関係機関との協力を確保する仕組みを構築する。
11075	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	手作業ではなくシステム化を強化する	21年4月入社のため年金記録問題をマスコミ報道で知ってた上での入社です。	お客様が返信された書類がスムーズに流れていないと感じました。 年金記録回答票に旧姓欄があると便利と思います。
11076	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	被保険者の方に再度周知の文章等を送付、または職員による訪問を粘りづよく対応していかなければならないと考えます。	問題ごとにいろいろな状況は考えられますが、法令遵守が守られていなかったと反省しています。具体的内容は、報道で知らされるところもあります。	毎年の定期便に制度改正などを記載し制度の周知・徹底の強化をはかる。 現在相談窓口では、職歴確認の徹底をしています。記録の開き期間を質問する。
11077	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号を創設した当時に記録統合の必要性の説明および広報活動を積極的に行っていなかったことが原因だと思っています。 私が採用されたのが基礎年金番号導入の時期だったのですが、当時いろんな問題点がわかっていたにもかかわらず後回しにしていた記憶があります。	異なる制度の異なる記録をひとつにする作業が簡単ではなく国民全員に協力していただかないといけないことを基礎年金番号導入時にきちんと提示すべきだったと思います。 窓口や電話対応時にて合理的に納得していただけるような説明をきちんとすることを心がけています。
11078	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	国民の皆さんに、自身の年金加入期間などの問題に関心を持って頂き、過去の加入履歴の再確認を地道に行なうことが、現時点の方針と理解しています。	基礎年金番号導入に至るまでの、国民年金、厚生年金などの年金記録管理の問題と理解していたが、マスコミ等の一般報道により記録消失等を知りました。	現在の自身の立場からは、過去の出来事の真実を明らかにできないため、国民の皆様からご照会頂く記録について、現在残る年金記録の中から一心に捜索する事と捉えております。もちろん、本人のご記憶をあらゆる方向から検討し、考えられる可能性を探りながら対応していくことが、年金記録に携わっている者の役割と考えます。 反省点としては、情報管理体制が整ってきた時代から、画一的に現在思われているほどの管理体制が取れなかったことが、要因の一つとして挙げられると思います。
11079	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。		平成19年頃、未統合の年金記録が多数あるという報道によって。	個人情報を被保険者まかせで受給の段階で確認作業を行うことにしていたことが現在の問題になっている。個人情報の管理をはじめから一元管理をおこなえばよかった。
11080	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	現在の仕組みを継続するなら、1人につき1番号とされている基礎年金番号を同一人に対し払い出されることがないようにすることが重要ですが、それには事業所、被保険者の協力が不可欠だと思います。	年金番号を1人の被保険者が複数持っていることは、年金制度ご と年金番号を取得する仕組みだったこと、基礎年金番号が導入されるまでは、氏名生年月日のみの登録だったことを考えるとやむ得ないことだと思っていました。届出をする事業所としても社員本人から年金番号の申出がなければ、年金番号を届け出ることができず、1人の被保険者が同制度の年金番号を取得する原因になっており、被保険者、事業所の協力が不可欠だと思っていました。年金番号を複数持っている被保険者がいるということは、入庁して業務をし始めて早い段階でしりました。	基礎年金番号導入後は、資格取得届の提出時に年金番号の特定をしたうえで処理をし、同一人に対し新たな番号(疑重複整理番号を含む)を極力払い出さないように対応するほか、年金手帳に基礎年金番号を以外の年金番号が表示されていた時は基礎年金番号に統合し、統合されていない年金番号を減らすように対応していました。
11081	地方庁	社会保険事務所課長級以上	記録統合することにより年金額が減額となるケースが広く知られていないのではないかと思われます。	例を出し、広報をすることが必要と思われます。	一般に年金の必要性が知られていない状況があり、就職するごとに新しい新規取得の届出にて新しい番号を払い出していたことではないかと思われます。	適用担当のときには、取得届受理の際に他に手帳をお持ちでないか聞き取りをしていました。
11082	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません	年金定期便・年金請求等、被保険者からの申し出を生かした、今まで以上の細かな対応。	年金受給者にとって、年金は生活の基本となるもので、年金額を計算する上でも年金記録は大切なものですから、早い時期での解決が必要だと思います。新聞等の報道で知りました。	休日の年金特別便の対応。記録補正・確認のための他事務所応援を行いました。年金受給者は高齢の人が多いので、報道等でもありましたが、一部仮払いというのも、ひとつの案として有効ではないかと考えました。
11083	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	専門の担当課の設置および人員確保	[redacted]入社して何年もたってから未統合の記録があると聞いた記憶はあるが、存在することを知ったのは年金記録問題が発生してからです。	当時は裁定請求時に統合等をする流れだったと思います。基礎年金番号制度の導入時にもっと積極的に取り組むべきだったと思います。
11084	地方庁	社会保険事務所課長級以上			手番重複については採用当時から(S62年)。氏名が空白の手番等があると認識したのは適用担当を始めた平成7年頃だろうかと考えます。厚生年被保険者番号の払い出しの方法では、本人に確実に他に番号が在るかないかを詳細に調査する暇もなく払い出ししていくため、重複取消をすれどいつまでたっても一人一手番となりにくいと認識していました。	一人につき一手番という旨、相談対応したかたに周知してきました。事業所に対する指導の徹底不足等様々な要因があったかと思われますが、組織として改善策を早期に打ち出せなかったことが反省されます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11085	地方庁	その他(社会保険事務所)		直接、被保険者宅へ出向き、記録確認等	平成18年5月	個人の方ではどうしようもない大きな問題であることを認識しました。 市町村役場での国民年金被保険者名簿の廃棄について、当時の庁から出向していた局長に対し、何度も被保険者名簿を引き上げるべきと訴えたが、社会保険庁のシステムが間違っているはずがないとの回答でした。今、行っている記録確認作業のなかでは、とても必要な書類のひとつです。もう遅いですが、安易に廃棄してもいいという庁の考えにはいまだに納得がいきません。 今現在行っている旧台帳との突合せ作業等あまりにも不突合が多すぎ、ずさんな管理だったと思います。
11086	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません	特別便に未回答の方に勧奨等を行い、みなさん自分の記録を確認したと言える状況が必要だと考えます。 残る記録は手掛かりも乏しく、調査は困難と考えます。	1人で複数の年金手帳記号番号を保有している状況下では記録が全て統合されていくても、年金裁定時に調査すれば問題ないと考えていました。 基礎年金番号導入後も加入者世代では、本人の申し出(回答)がない限り記録が1本になっていないだろうとは感じていませんでしたが、件数は予備的調査の状況が明らかになった19年2月の時点で認識しました。	・ねんきん定期便の導入により、加入者世代から記録を確認いただき、除々に記録を訂正していけばよいと考えていました。(1億人全員を一度に行うのは無理だと考えていました) ・受給者の方でも再裁定件数が相当数あったことから、裁定時の確認では不十分であったと改めて認識しました。 ・社会保険庁側の作業量だけを考えて積極的に取り組まなかったことは反省点です。
11087	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現場では、それぞれの事案にひとつひとつ対応していくしかないと考えます。	年金の受給権および受給額にかかわる問題だと考えました。年金記録を正しくすることによって、年金額が増額する方はいいのですが、年金額が減額する方や受給権そのものがなくなってしまう方が出てくるため、難しい問題であり、慎重な対応が迫られると思いました。 年金記録問題が存在することを知ったのは、報道によってなので、おそらく平成19年5月下旬ころだったと思います。	再度の間違いがないよう、慎重に対応しようとしました。 また、マスコミ等の批判に対して、対処療法的な対応をしたのでは無駄が出てきたり、対応が後手に回ったりするというのは反省点として挙げられると思います。例えば、年金記録問題の初期に、ねんきん安心ダイヤルを設置し、「被保険者記録照会回答票」を希望者に送付していました。その後「ねんきん特別便」を全加入者および全年金受給者に送付をするのであれば、「被保険者記録照会回答票」の送付にかけた人・時間・費用を「ねんきん特別便」にかけたほうがよかったと思います。また、年金記録の訂正が行われれば、年金の再裁定業務が急増することは事前に分かっていたにもかかわらず、業務センターの人員増強等の措置が遅くなったために、再裁定業務が大量に滞留し、結果的に受給者に迷惑をかけることになりました。
11088	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	手番者が多くいるとは、認識していた。	記録入力の誤りで完全チェックがされていなかった。
11089	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		年金記録に漏れがあり、それで受け取れるはずの年金が受け取れるのが遅れることが問題であるという認識をしておりました。知ったのは昨年の10月です。	その漏れに対して、詳しく事情を聞いて、見つかればその場で記録を統合し、見つからなかった場合は調査の提出を求めました。基礎年金が出来たときにすべての年金記録を統合した上で基礎年金番号を発行していれば、このような状態にはならなかったと思います。
11090	地方庁	その他(社会保険事務所)	これまでの事案以外はわまりません。	国、地方の行政、また、民間の仕事を見てもほとんどが単年度事業であり、それに年度に決算(整理)されるが、年金制度は極めて長期のスパンになるので、定期便のように本人の記録をその年毎に確認してもらい、単年度ごとに清算していくことが必要と思われます。その結果、40数年の積み上げになれば問題等は自ずから出てこないと思われます。	取り扱い的には問題があると認識していても、事業成績や事業所、被保険者のことを考えるとやむをえないのかなという認識だったと思います。 時期については、本課(事務局)や総務関係の仕事が多かったこともあり、問題が起きて初めて知ったくらいです。 国民年金の不在扱いの問題は、昭和63年頃にはあったようようですが、ただ、この場合も翌年度初めには一般に戻していたと思います。	本人に直接不利益にはならないし、事業成績のことを考えればやむを得ないとおもっていた。また、担当者でもなかったので、改善等の対応はしなかった。 (反省点) ○老齢年金の受給者が発生しなかった頃は、受給は将来のことと安易な考えもあり、事務処理を行うにも真剣さ、正確さに厳しさがなかったのでないか。 ○年金は長期スパンになるので、単年度に整理しておくべき。市町村との台帳と突合せは実施したが、被保険者本人の確認はしてこなかった。本人は記録を確認する術がなかったことが問題を大きくしたと思われます。 現在、特殊台帳との突合せによる記録の補正を担当していますが、昔の事務処理の仕方にこのことが感じられます。
11091	地方庁	その他(社会保険事務局)	現在、厚生年金の加入者にかかる算定基礎届が郵送形式になっており 実質、賃金台帳や出勤簿等の調査をおこなっていない。そのほかにも調査官 調査や新適調査もおこなわれていない。このことで今後何年か後に新しい年金問題に発展することもありうると危惧しております。	事業所に対して積極的な調査及び適用促進に人数を増やしマニュアル等も作成する。もっと事業所に対し社会保険の制度や手続きの方法を周知する場を増やすことも必要不可欠である。	社会保険(年金制度)が深く国民に周知されるいい機会だと思いました。 採用当所から年金の期間調査申出がおおくいつか問題になるのではと思っておりました。	可能性がゼロになるまで期間調査申出に真摯に取り組み。国民にも年金をもっと周知しいまだに疑重複調査などがあるがそういうことがおきないようひとりひとり基礎年金番号を大事にしてほしい。
11092	地方庁	その他(社会保険事務局)	報道された件以外には知らない。		国民の生活に関わることはもとより、国の経済等諸活動の根幹を悩るがす問題だと考えている。また、借用の上に成り立ちうる制度であるにも関わらず、その土台を自ら失墜させてしまったことで、組織としての在り方に大きな欠陥があったことが明らかになったと思う。しかし、年金に関わる諸問題については、報道により明らかにされるまでは、個人的には認識していなかった。	お客様からの信頼回復がすべてであると認識し、誠意をもって応対することを心がけてきた。これまでは、組織として何より「数字」を優先してきたきらいがあり、「お客様」という意識や視点が欠けていたと思う。
11093	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。ほとんど知れ渡っていると思います。		標準報酬引き下げについては、実際に未払いであった役員が多かったと思います。定期便が発送されるようになり役員以外の方まで下がっていることをしりました。	税務署のように厳しくやるしかないでしょう。自分自身での対応はしていません。
11094	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	なしなし	なし	なし
11095	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません		宙に浮いた記録については、基礎年金番号導入前までは、個々の制度でそれぞれ記録管理をしていたこと、特にコンピューターで管理する以は、同制度内で手帳番号を一本で管理しきれなかった背景が、宙に浮く原因を招いたと思っている。さらには、氏名、生年月日を偽って加入していたようなケースもあり、これらは、コンピューター管理をしても、本人から事情を聞かない限り同一人物と判断することもできなかった。このように、制度や時代背景が招いたもののため、年金記録問題と取り上げられるまでは、仕方のないことと思っていた。本人が、制度に加入していたと申し出ても、調査をして判明しなかった場合は、会社が適用されていなかったか本人の記憶違いという諸先輩方からの教えもあり、その認識でいた。昭和50年代後半から 平成9年には、基礎年金番号に個々の番号を統合する処理も行ってきましたが(過去記録の整理)、その事業を行っても、全て統合できなかったのは、回答をいただけなかった方、または記憶がない方がいるのは仕方が無いという意識がありました。引き続き第二弾第三弾と宙に浮かないような意識で事業を重ねるべきだったのだと思っています。	直接記録を調査する部署にはいなかったが、年金を裁定する部署にいたときは、年金請求者が申し出た職歴が収録されていない場合は、管轄に調査依頼をしていた。その際、きちんと職歴を記載していないようなケースは、なるべくわかる範囲で多くの情報を照会したうえで調査依頼するようなことも行っていた。その結果、判明しない場合は、適用外だったか、記憶違いや情報不足と認識していた。そのため、年金請求者から記録が判明しなかった理由を問われても、管理している記録にない旨の説明をすれば、お上がそういうのならとあきらめていたケースがほとんどでした。記録問題として取り上げられるまでは、国民の皆様は、少なからず国の仕事に間違いは無いという意識でいたこともあり、これが問題と認識する感覚もなかったです。これまでは、長年の慣習で、こういうものだから仕方の無い事、一回はやったから、という感覚でいたことに反省しています。5000万件という誰のものかわからない状態で残っているものでも、元は1件1件、お一人お一人から保険料を徴収している大事な記録であることに間違いはないわけですから、せっかく過去記録の整理を行ったわけですから、引き続き統合に向けての努力を行うべきだったので
11096	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		もれている記録が存在していることを認識していた。 年金請求時に判明していると認識していました。 入庁して5―6年後	時効もあり支払えない記録だと認識していた。
11097	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知られていない事というよりは、世間一般に誤解されていること。 職歴=厚年記録であり記録が無いものはすべて社会保険職員が抹消若しくは横領したもの、としてマスコミ報道に洗脳されているため、年金制度信頼失墜の原因の一つとなっていること。勧違いされたまま第3者委員会に申し立て、容認4割に満たないため7割に引き上げるでは、選挙目的の子供手当てと変わらないのでは？ 再裁定の誤処理等により返納が生じているが、全ての方が返納に応じているとは思えませんが、事故発生後の処理顛末として実態は発表されないのでしょうか？	現行の年金制度である限りは、全て事業所の届出の正確性が被保険者記録の精度に直結するものであり、時効制度があるにもかかわらず第三者委員会への申し立てによる記録補正で救済するのには限度があるのではないでしょうか。 少なくとも、現行の状態を続けるのであれば、総合調査等の調査事跡を記録に残す仕組みが必要でしょう。また、適用促進通知にあるような届出時点での加入若しくは悪質な場合の2年遡及等行わず、事実確認できる範囲で年数に限度無く遡及届出を行わせること、適用促進時に限定されている職権での資格確認を強化する必要があるのではないでしょうか。	採用以降、厚年徴収又は適用関係の業務担当課が中心であったため、H10に国民年金担当課に配置されたときに、マイクロ記録からのオンライン記録の収録(古い年度記録では、単年度12か月が全て納付や免除期間で無い場合…例えば9月納付3月未納は、マイクロからどの月が納付又は未納であるか確認のうえオンライン記録を補正する必要があった)が頻繁であったため、予算をつけて完全収録すれば良いのに、効率の悪い業務だな程度の認識であったため、正直これほどの制度の低さとは思っても見なかった。 今思えば、全国からの業務提案の中に、紙台帳のオンライン収録を要望するものがあったのはこのことであったのかと思っています。 なお、この当時は基礎年金番号制度も始まったばかりで、当県の場合は(国民年金では市町村の協力を仰ぎながら)国年・厚年とも資格取得届に基礎年金番号のほか手帳番号の記載欄を設け広報・指導等を行っていたため、積極的に記録統合の事業を進めていたことを思い出します。 もう1点気になるのが、H7～9当時保険課管理係に配属されていた際、事務所の年金給付担当課長会議の議題で、業務センターからの指導により県別の再裁定件数の資料の提供を受け、原因究明と対策を話し合っていましたが(多くは、裁定後にJAや金融機関の担当者からの話を聞き、手帳番号調査を求められたことによる新たな記録判明であったため、再裁定時の相談対応の徹底が話し合われていた)、最近はこのような指導は既に無かったようですが、業務センターはなぜ何時からこの指導を行なわなくなってしまったのでしょうか。	上記のとおり、過去自分は大きな問題との認識は無く、その都度適切な業務を行っていたものと考えていました。 いずれも、役職の無い時代のことであり、組織のどこまでが把握していたものかは不明ですが、公的機関である限りやむを得ないものか、危機管理に予算を付けない(先行投資しない)、また全てマンパーワー(コストのかからない…今後はサービス残業に頼れなくなりますが、こんなことで大丈夫でしょうか？)に頼る考えでは、いずれまた同様の問題は発生するものと思います。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11098	地方庁	社会保険事務所課長級以上			年金記録管理の甘さと責任感の薄さの招いた問題。 基礎年金番号導入時より、一般の理解不足に危惧はあった。またこの頃より増えてきた、遡及処理には疑問をもっていた。	特に問題提起等は出来ずに分担された事務のみ遂行していた。 各県単位でバラバラに動いていた組織、庁も個別対応のため問題意識の共有がなされなかったことが、恐らく現場の誰もが感じていた問題をここまで大きくしたのではないか。
11099	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	さまざまな問題に対し、その原因と思われる時期に業務に携わっていた職員及び経験者(退職者)を中心に意見を聞きながら、現状のとおり職員全員で早期解決の意識を持ち、全力を挙げて取り組んでいく。	基礎年金番号制度ができるまでは、1人に対し制度ごとに番号が違ったり、同じ制度なのに複数の番号が存在しているのは、年金請求の際、すべて本人の記録として確認できるか少し疑問ではあったが、年金請求の際にきちんと整備できると思っていた。しかし氏名や生年月日が入っていない記録を発見したときに問題だと思った。	窓口での対応の際、年金手帳を持参のお客様や各種届けを提出に来所された事業所担当者に対して、番号が2つ以上確認できた場合は速やかな統合処理や指示を行うよう心がけた。 基礎年金制度が発足したときの周知が甘かったのか、国民の方にあまり重要なことと認識されていなかったように思う。
11100	地方庁	その他(社会保険事務局)		今後予定されている、名簿等とオンライン記録との突合を行う。 また、現在進んでいますが、カセット記録のオープンと旧台帳の記録をオンライ ンに。	年金記録の漏れなどはいままで年金請求の際に調べるということで、省や庁も 考えていたと思いますが、現場の事務所でもそういった考えが間違いないとして いたため、請求時調査でほぼ解決できるのではと考えていた。 私が採用されたころでも二重払い出しの番号や払い出しの不備分、特に戦前 があることは知っていたが、これほど大きくなるとは兵庫の労務士が国民年金 漏れをテレビで訴えたときです。	当初、国民年金は、市町村でのネコババが一杯で、厚生年金は少ない と考えていたが、現実としてこれだけ国民の皆さんが申し出ていること これらをふまえ現実をみつめ必死で解決へ少しでも、信頼されるよう 担当として努力はしてきたつもりです。 反省として年金請求時のみで安心しきっていたことに尽きる。
11101	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に有りません。	信頼を取り戻すべく一人一人の問題について真摯に取り組む。	新聞等の報道で知りました。 被保険者記録は、老齢厚生年金等の請求時に被保険者からの職歴の申し出による調査で判明すると考えていました。 厚生年金保険の標準報酬月額の遡及変更については、事業主から周知がなされているものと考えていました。 国民年金の消えた年金等の問題は、市町村等の保持する記録で判明すると考えていました。	不服申立時には、相手の訴えを国民の声として対応しました。 単に被保険者個人の管理問題とすることなく、個人記録の管理機関としての機能をもっと深く認識しておくべきであったと考えます。
11102	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	きめこまやかに一件ずつ対応するしかないと考えます。	一人の方が複数の手番を持っておられることがあることは承知していましたが、このような押し切られるような形には無いています。	これまで以上に正しい記録を収録する努力をします。
11103	本庁	その他(本庁)	特にありません。	大臣がおっしゃっているように「ひと・もの・カネ」、なかでも人は重点をおいて配置してほしい。最終的に判断を行うのは「ひと」だから。	年金制度への信頼がなくなっていく危機的な状況。 採用が平成14年ですが、窓口で未統合の記録が数多くあるのを感じていずれこのような問題になるかもと少し考えていた。	少なくとも窓口で未統合の記録がわかった場合には統合作業をできるだけ進めていくようにした。(無論本人確認をしたうえで) 遅くとも基礎年金番号導入時に加入記録をお客様に送付していれば、その時から現時点までの期間で、多数の方のご心配を取り除くことができていたと考える。
11104	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	各家庭訪問も視野に入れた、徹底した記録確認体制の確立。	過去から続く、社撰な記録管理問題。また、数字主義による弊害。 平成18年ごろ。	当初は、国民年金と厚生年金の番号払い出しが別々であったことによる問題だと思っていたため、年金請求時の記録確認を徹底すれば良いのではと思っていました。様々な事由が判明するにつれ、社会保険の組織的体質の問題などが見えてき、コンプライアンスを意識するようになました。 法令遵守の意識が低すぎたこと、国民の皆様の大事な記録を預かっているという意識がなかっ
11105	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	地道に記録統合	主として年金番号の重複払出によるもの	記録の確認と年金番号の統合 各種届出の記録を管理した結果が年金記録ですが、職員がパソコンなどで事務処理するようになったのは最近です。今でも一人一台にもなっていません。
11106	地方庁	その他(社会保険事務所)	1．一般的には記録追加に伴い年金額が増額しますが、逆に減額するケース(遺族年金・障害年金の短期裁定で標準報酬月額が下がる場合、厚生年金追加により国民年金還付となり結果国民年金が通算老齢年金に裁定替えとなる場合など)も多々あることについてはあまり世間一般には知られていないと思います。 2．再裁定の処理について、平均3ヶ月以上となっておりますが、単純なケースは1ヶ月程度、複雑なケースは1年以上かかっておりケースによってかかる時間が異なることについてはあまり世間一般に知られていないと思います。	1．年金の制度上、記録追加によって減額となるケースがあるということについて、理解が得られるよう広報する必要はあるのではないかと思います。 2．平均処理時間だけではなく、各ケースごとの所要時間を広報し、1年以上かかる方にも理解が得られるよう努める必要があるのではないかと思います。	記録問題以前については、請求者からの申出があって初めて記録を確認するという形であったため、本人確認ができないままの未統合記録がそのままになっていることが多くありました。 それが問題であるということを知ったのは記録問題が話題となった時期であり、話題として取り上げられてはじめてそれが問題であると認識しました。	記録問題以後については、特別便の送付などに伴い、相談時にこちらから積極的に未統合記録について本人確認を行うように努めました。 年金記録問題について最も反省すべき点は、やはり年金定期便のような加入記録のお知らせが無かったため、被保険者の方が自分の年金加入記録を知る機会を得られなかったことだと思います。今後年金定期便や、政府与党からは年金通帳という案も挙げられておりますが、自身で記録を確認できる機会を積極的に年金事務所が設けることが今後の記録問題の解決の手段となるのではないかと思います。
11107	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	単なる5000万件ありきな数量的な解決ではなく、本人・事業所等からの届出によって立っている制度的な問題、及び、慢性的に長時間の待ち時間が発生する窓口体制の問題として検証することも、将来へ向かって同様の問題を発生させないためには必要と考える。	社会保険の根幹にかかわる重大な問題と認識してはいるが、一方では起こるべくして起こった問題でもあるとも考える。	
11108	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		基礎年金番号導入のとき	窓口での対応の際には、本人と思われる記録の突合を入念におこないました。
11109	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		基礎年金番号制の導入以前は、特に厚生年金については重複払い出しが複数見られた。被保険者のほとんどは、国がおこなっている事業であるとの安心感からご自分自身での確認を行われるといったケースは少なかったように思われる。 実体験としては、平成4年に年金給付業務を担当した際に複数番号を持っておられることを知った。 また、社会保険事務所へ個人の方が来所されるのは、ご本人自身の年金請求の際であり記憶	氏名索引により別番号が見られた場合は、ヒントを与えるなどの対応を行ったが、記憶がないケースもあり統合できないケースもあった。 当時は、自己申告を行うのが大前提であったが、現在行っているような、定期的な記録を通知するといったことが重要であると思う。
11110	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録判明後、給付にまでにかかる期間がまったくわからない。厚生年金手番野中に別人記録が混ざっていた。	手番記録は統合前に、払い出しとマイクロで確認を行うようにしていますが、もう少し人手が必要だと思います。	とくべつ便から問題が存在することを知りましたが、年金問題は長年積み重ねてきただけに、簡単に解決できる問題ではないと思っています。	記録統合は慎重に、問い合わせ者の不信感のない回答を行っていきたいと思います。
11111	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	長期的な展望に立って、平常業務と同立させることが必要と考えます。	当然のことですが、早期に解決することが、重要と考えましたが、件数等が明らかとなって、長期的に解決せざるを得ない問題と考えるようになりました。 短期間で解決することは不可能と思いますし、誕生月毎に高齢者の方から記録をお知らせし、十分な相談体制を作ることが必要と思いました。	マイクロ台帳や市町村の被保険者名簿等のオンライン化を行ったうえで、対応することが、お客様への十分な応接につながるものと思います。
11112	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		早く解決すべき問題。2年前。	丁寧な説明。
11113	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	特にありません	長期にわたる記録を管理していくにあたり、その管理方法が徹底されていないことによって、未統合の番号の存在や納付記録の相違が起きていると思われる。また、住所管理が徹底されていなかったことによって、大切なお知らせが届かず、必要な手続きが行われなかったことによって、解決をより困難な問題にしていると思われる。平成18年頃からテレビ報道等で記識した。	過去の誤りとせず、問題を真摯に受け止め、積極的にその解決に臨むことが、今後の社会保障としての年金制度への信頼を取り戻すことにつながると、常に考えお客様と接するように心がけている。 紙台帳からコンピュータでの管理へ移行時、および、基礎年金番号導入時など、管理方法を移行していく中で、移行作業をおろそかにしないことが重要であると思われる。現在の記録の確認作業においては、早急な解決が望ましいところであるが、誤りの無い確実な作業をしていかなけ
11114	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません	ひとつひとつ丁寧に対応していく	厚生年金は申請主義であり事業所ごと管理であることが法律で規定されていたため、未請求の記録があるだろうことは推測できましたが、総件数については公表されて初めて知りました。 コンピュータの性能が現在のレベルに達してやっと解決できる環境になったと思います。	そのときどきのコンピュータの性能に応じて擬重複調査を定期的にすべきだったのではと思います。特に基礎年金番号導入後にもう少し丁寧にできたのではと思われます。
11115	地方庁	その他(社会保険事務局)	世間的にはどうかはよく心得ておりませんが、出来るだけ社会保険の問題に関する報道には目を配るようにしておりました。が、今まで報道されてるところを見聞きしたことのない事象がありますので。(ただ、年金給付担当職員ならば誰でも知っていると思います) ・年齢を偽って勤めていた経験がある方がかなりいると思われます。 15～17歳のときに18歳とサバをよんで勤めていたというもの。場合によっては誕生日も偽っていた方がいたこともあります。 年金相談のときに、このような話をしても思い出せなかったり、良くない記憶でしょうから、話したくない方もいらっしゃると思います。	特段思いつきませんが、ただ、思い出していただくということからすれば、事前に「このようなケース」として周知しておくことも有効かとは思います。	年金の請求をするときに、記憶を辿っていくことで少しずつ解決していく内容だと思っていました。(6)に関しては平成元年頃に気がつきました。 その他のことにつきましては、基礎番号が導入される直前に気がつきましたが、番号を1本にすることで何れは解決していく内容だと考えていました。ただ、最終的には40年位かかる、と。	年金給付からは離れていたこともあり、何れは解決する内容と考えていましたから、対応はしておりません。ただ、年齢詐称については給付課職員には個々の対応についてを教えてもらいました。 全体的な問題としては、確認がおろそかだったこと、横の連携が取れていなかったと考えます。
11116	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	とにかく全力をあげて処理をするしかないと思います。	年金請求の際、本人に確認をしてもれがないと書類を処理していたにもかかわらず、これだけもれがあることに驚いている。画面を見ていても記録の不備があまりにも多かった。	現在は、勤めたことがあればとにかくすべて調べてみるしかないと思います。騒がれる以前より、記録の不備があまりにも多く、記録専門課などを作った方がいいと思っていました。基礎年金番号を付番する前にすべての記録をしっかり整備するべきだったと思います。
11117	地方庁	社会保険事務所課長級以上				コンピューターが進歩した現代では簡単に言える事ですが、紙進達した被保険者記録を検索するシステムとして、氏名にフリ仮名を付けて管理する必要があることに気付かなかった？ことだと
11118	本庁	その他(本庁)		チェック体制を強化すること。		上司に報告を定期的に行う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11119	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にはありません。	地道な作業になるが、WMの記録と台帳記録との突合作業をしない限り、全件解決は不可能だと思います。特に昔の記録は生年月日などが違うことが多いので、氏名(旧姓)、生年月日等の条件を緩和し、名寄せ作業を行うことも重要だと思います。	年金の記録が漏れていることは日々の仕事の中で知っていたが、これだけ多くの記録が漏れていると知ったのは問題が発覚してからです。	少しでも未統合記録が減少するようにと対応してきました。年金問題は、技術的には、台帳記録がきちんコンピューターに入力されているかどうかを確認してこなかったことが問題であったと思います。そのため解決にも時間を要していると思います。ただ、組織の姿勢として、年金請求など行う際に、本人申し出以外の記録について確認作業が欠けていたことがこれだけ未統合記録が
11120	地方庁	その他(社会保険事務所)	19年度、20年度、21年度について、人員減、記録問題対応で事務処理の質が相当低下している。 国民年金担当課に在籍しているが、市町村も従来より人員が減り、きめこまやかな対応が住民にできなくなっている。 業務品質の低下は記録問題を新たに生じる問題もはらんでいる。	国民年金事業については、市町村との関係をもう一度見直す点も視野に入れて検討すべきではないか。	複数の番号を所持しているケースは基礎年金番号導入以前は本人の届出がなければ統合していなかった。 こちら側から国民にアプローチしていなかった。そのために問題の発覚が遅れた。 基礎年季番号導入時。	複数の番号を所持していたものを手番統合するしかなかった。 あと十年早く基礎年金番号が導入されていたらと思う。
11121	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	所長含め全員で地道にやっていくしかないと思います。	浮いている記録が5000万件あるとの報道があった時に問題になっていると知りました。 基礎年金番号を設定した当時、被保険者等からの返送が少なく手番を統合するのが、年金請求の時になっていたので、もっと督促等すればいいのにとは思っていました。	こうすればいいのにと思っていても、思うだけで何処にそれを意見していけばいいのかとか、知りませんでした。 もっと、手軽に普段思うことやお客様との対応のなかで感じたことを上層部に伝えることが出来ればいいのではないかと思います。
11122	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。			
11123	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	適切な記録の管理が徹底されていない。また、過去に一部で法令に沿っていない処理がされている。入庁してすぐに不正な免除の取り扱いがあったことが発覚し問題となり、そのこと実感しま	組人のコンプライアンスの意識の問題もそうですが、組織としても不適正なことを見て見ぬふりをするような雰囲気があったところは反省すべきだと思います。
11124	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	解決を急ぐことも大切だが、記録がもれなく正しく整えることが重要と思う。照会の回答を、皆まっている。記録の整備に今は全力を尽くしたい。	国民ひとり一人の人生、暮らしにかかわる大変な問題と認識していた。問題の存在は、報道されたとき知った。	記録に対する相談に、その人の一生のことと思い誠意を持って、できるだけ過去を思い出し記録漏れのないよう、話をききだし対応した。反省点として、人が亡くなるまでかかわる、一生をささえ、遡れ遡り行政だということの認識が、庁として足りなかった。長く先を考えることが足りなかったのではないかと考える。
11125	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	再裁定完了までの時間がかかっている。人員が不足している。特に制度に熟知している人が不足。	平成17年に年金相談員になったとき、手番として統合されていないものが結構多いと思った。 会社記号の誤っているもの等びっくりした	裁定請求書受付時、氏名検索を必ずしもれている手番は統合しました。 慎重に調査し誤った統合はしないように気をつけます。
11126	地方庁	社会保険事務所課長級以上	社会保険庁が年金記録を現在のWM入力によるコンピューター管理とされるまでの紙台帳管理をしていた時代背景と名前などの「ふりがな」登録がされるようになった時期等 また、昭和60年代に入り紙台帳が無くなり直接コンピューター管理されるようになったが、その当時に社会保険庁の方に確認した時は、過去記録(昭和30年代前半前までの)をコンピューターに入力し管理されるのがいつ頃になるかを尋ねたことがありますが、費用対効果から過去記録はコンピューター管理することは考えていないと言われ、びっくりした記憶があります。 年金を請求する人が自分の記録を正しく記載して、年金請求すればいいんだとも言われました。	現時点においては、いろいろな方策により、過去記録を検索しやすくなってはいますが、未だに力セット記録となっているものが数多くあります。 費用対効果と昔言われましたが、そのことが原因で、現在の状況を招いていることから、職員の数も減らされているこの現状を打開するためもありますが、年金受給者のためにも、力セット記録などを早期にコンピューター管理されるように望みます。	(6)でも記載しましたが、年金加入者の大切な記録を間違いなく管理するために、昭和60年代から被保険者のことが心配でした。	当時の自分は、地方事務所に在籍しており、対応しようにもできない自分がいました。 将来を見据えて、管理する年金記録などをどのようにしたら間違いなく管理できるか、また、年金を請求する方たちは、老齢の方ですので、年金手続きの簡略化についても考えていいかなければならないと思います。
11127	地方庁	その他(社会保険事務所)			実際に本当に「もれ」があるものは、少ないと思います。 年金制度に対する知識がないだけで、未加入期間等を「もれ」だと言う方が多く、本当に調査すべき申立にかけられる調査時間と、知識ある職員があまりにも足りないと思います。 年金記録問題の存在を知ったのは、2年前くらいだと思います。	年金制度についても説明した上で、回答文書を送付すべきだと思います。 回答内容がただ単に「納付記録はありませんでした」だけでは、お客様には 不親切だし、どのようにして調査し、その結果どうして記録がなかったのかを明 確に回答するべきだと思います。 平塚社保では、年金制度の説明および調査した内容・結果を明記していま す。
11128	地方庁	その他(社会保険事務局)			平成7年に採用され、業務課に配属された時から、期間調査業務の存在は知っていましたが、基礎年金番号導入前だったこともあり、お客様の申出に基づいて、記録を探すしか方法のないものと思っていました。 基礎年金番号導入後平成16年頃に期間調査の担当になり、WM移行されていない記録の存在等を知り、長い歴史の中で積み上げられてきたもので、非常に解決の難しい問題だと思っていま	お客様から頂いた照会には、最大限の方法でお答えしようと努力していました。 長い歴史の中で様々な要因が積み重なって生じた問題なので、着手が難しかったとは思いますが、もっと早い時期に今のような大掛かりな対応をすることができなかったこと、また、基礎年金番号導入の際のスタンスが、記録の統合は年金を受給するまでに行われればいいといった曖昧なスタンスであったことが反省点ではないかと思います。
11129	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	受給者と被保険者に分けて徐々に、慎重に進めればよい	基礎年金番号の導入が遅すぎた。 導入の際に線引きをしていた時期がもったいなかった。 社会保険庁に責任がある内容と、被保険者の単なる未統合の問題は別であるということは主張してもよいのでは。	窓口にて全力で対応し、お客様の理解を得るよう努力しています。 一所懸命の姿と心地よい応対こそが、最良の広報であると考えています。
11130	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知られていない問題ではありませんが、年金受給権者に記録が見つかり再裁定や返納がおこる場合、期間調査する前に説明がないと、お客様から苦情を受けることが多いことです。お客様は、記録がみつかると、年金額が増えることしか思っていないため。	年金相談する際には、記録がみつかっても、金額が増える場合だけでなく、返納がおきる場合がある事の説明を必ずすることだと思います。	機械化の導入と基礎年金番号の導入がもっと早かったら、消えた年金問題はおこらなかったと思います。	相談の際には一人ひとり記録のもれがないようの応対しました。
11131	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	わかりません。	起こりえる問題だと思っていました	記録の補正は極力しようとしていた。 問題点としては、基礎年金番号導入時のやり方。
11132	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません		報道されてから。 氏名や生年月日の相違・そもそもの届出の誤りなど、現状の制度・システムではある程度はどうしても起こり得ることではあるが、件数が余りに大きいため、制度の信頼に関わる事態だと思った。	私にできることは、目の前の膨大な量の自分の仕事をこなすことしかありません。 自分の仕事以外の年金記録問題に対する支援については、積極的に行いました。 電算化した際・基礎年金番号制度導入の際などに作業に関わった職員(現場の職員・指揮を行った本庁の職員・厚生省の職員など関わった人の全て)、その後現状を知っていながら放流してきた職員(現場の職員から大臣に至るまで全ての人)の年金記録に対する意識の低さではないでしょうか。 現場で思うことは、年金制度がどんなに重要であるかをわかっていない人が世の中にこんなにもたくさんいるんだなということです。北欧では社会保障の重要性を学校の授業できっちり子供たちに教えるということを何かで読んだことがあります。これはすごく重要なことだと思います。もし教育をしっかり行えていれば、そもそもこのような問題は起こらなかったかもしれませんし、制度自体ももっと良いものになっていたかもしれません。今は全くそういう動きは見られませんが、そういった取り組みも今後の社会保障制度には必要ではないでしょうか。給空事かもしれませんが。
11133	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	過去に在籍していた職員から当時どのような事務処理を行っていたかを念入りに聴取する。	全力を挙げて解決しなければいけない問題。問題が存在することを知ったのは世間的に報道がなされるようになってから。	ねんきん特別便回答者になるべく誠意を持って対応するよう心がけた。反省すべき点は、この問題が起きた事務処理のチェック機構が万全ではなかったことが根本の原因であり、何よりも重視すべき点と思う。
11134	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成12年以降に、年金番号が一人に複数付番されていることを知りましたが、その当時は、基礎年金番号制度ができて3年くらいしか経っていなかったので、年金の裁定請求時にこれから順次統合されていくものだと思っていました。	平成9年から基礎年金番号制度ができて、それからは一人一つの番号になると聞いていたので、被保険者の方からの手続きの際に、なるべく記録を探して一つの基礎年金番号にするように心がけてはいましたが、記録がはっきりしない場合や連絡がつかない場合など、今ほどは記録を探せていなかったのが反省点です。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11135	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	記録問題について詳しい者を集め、「精鋭部隊」に処理させるべきであると思います。素人や非常勤職員にさせるのは、厳しいと思います。	平成3年に期間照会を担当する事になった時に、記録の不備が多い事は知っていました。いわゆる「団塊の世代」が受給される時期には、大変に事になるだろうと予測は出来ていました。	被保険者名簿とWMの記録を確認して、もれや誤りがあれば、職権で補正すべきと考えましたが、上司や先輩は、被保険者の申し出がなければ、勝手に補正出来ないと止められました。そうやって何十年も放っておいたから、こういう問題になってしまったと思います。
11136	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	費用対効果を無視すればまだやれることもあると思うが、現実的に行える方策となると今以上のものは思いつきません。	長年の事務処理のずさんさが積み重なって発生した問題であると認識しています。 人間がやることなので100%正しく記録が管理されているとは思っていなかったが、中に浮いた記録の件数が公表されるまでは、これほど大きな問題とは思わなかったです。	これまでの記録への認識を改めるとともに、ねんきん特別便等の記録問題への対応策に全力で取り組んできました。 過去の記録管理についての知識の不足と、記録を正確に保存していくということの重要性の認識が不十分であったと思います。 また、年金請求時まで本人に記録を確認する機会を積極的に設けてこなかったことが問題の解決を困難にしていると思います。
11137	地方庁	社会保険事務所課長級以上		いまだにカセット記録が展開されていないものが多数あると思います。 早急に記録を確定して、統合作業を実施することが必要と考えます。	年金記録の管理について、行政・被保険者ともに重要視していなかった時代があったため、今日のような問題が起こったと考えています。 問題の存在は、入庁10年目ぐらいに知ったと思います。	年金の裁定時に過去の職歴等から、記録の統合をすれば解決できる問題であると認識していたため、積極的な問題解決の対応はしませんでした。 社会保険庁内の情報の共有(大量の未統合記録や不備記録が多数存在すること)が大いに不足をしていたことが大きな反省点です。
11138	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知らない		年金制度発足頭書からの年金記録の管理が徹底されてなく、一人でいくつもの番号をもっていた場合等の記録、また国民年金の納付、還付等の記録が明確でないものが見受けられた。 年金記録の調査をする業務に携わるようになった時。	できる限り、本人の記憶に沿った正しい記録回復に努めた。 年金制度発足頭書の年金記録の管理が徹底されてなかった。 また、国民に対する年金制度の広報も不十分であり、そのため、国民の自分自身の年金記録に対する認識も薄く、年金手帳等の重要性の認識が不足し、管理、必要な手続き、届出等も不十
11139	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	広報を強化して、国民にさらなる回答を呼びかける。また、人員を増員して、 その対応を迅速に行う。		
11140	本庁	その他(本庁)	なし	各社会保険事務所の人員不足の解消	報道されるまでこのような問題が存在することを知らなかった。 採用以降、年金記録に接する業務にあたることが少なかったため、全く問題意識がなかった。 年金記録問題が報道されるようになってから(平成19年度以降)は、記録の整備事務に従事するようになり、「問題」として認識するようになった。我々が残りの公務員人生をかけて解決すべき、重要な任務と認識している。	現在の配属部署は直接年金記録問題に関わることがない。 今自分ができることを着実にこなしている。 年金記録問題の反省点は、年金記録に対する職員の認識不足。積極的に記録統合にあたろうという意識が足りなかった。
11141	地方庁	社会保険事務所課長級以上	世間一般に知られていることだけしか分かりません。 特記するものはありません。	根気よくやる以外にないと思います。特に、社会保険の退職者の協力が必要ではないでしょうか。	①業務においては、二重チェックを怠りなくやっていたこともあり、年金記録問題に発展するなどとは、考えもしませんでした。 ②平成19年の初め頃。	①あくまでも、複数の年金番号を所持している被保険者には、長年培った経験と勘で見つけ出すように努め、他の年金番号が見つかった場合は速やかに統合するようにしました。 ②上記の(8)の①で述べたとおりだと思います。
11142	地方庁	その他(社会保険事務局)	・法文解釈の仕方で捕らえ方が人によって違うので、本当は法令違反であったことを(事跡を残さずに入力処理をしていたり、受付日を変えたり)しているケースは多いと思います。	・処理マニュアルの徹底 ・システム改善	・膨大な記録を管理しているので、年に数件くらいはあるものなのかなと思っていました。 ・紙台帳からシステムへの移行時にうまくいっていない部分がある(年度内一部納付の記録が04面面に反映されないなど)ということは、H13に国民年金を担当してから知りました。	・窓口で対応するときなど、手帳に未統合の番号があればできるだけ統合してあげるようにしたり、厚年手番しか持っていない人は基礎年金番号にして、再度こられた際にすぐ本人確認ができるようにしていました。 氏名・生年月日が同じだけでは本人の特定ができないのと、個人情報の関係から、特にお客様から照会がある場合以外はこちらから働きかけて確認するというようなことはしていませんでし
11143	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に無いと思います。	資格照会業務を担当していたOBにお願いし再雇用しセンターに集め処理したほうが良いと思います。経験者でないと使えないです。	H19年頃。 自分は年金給付課に在籍していましたが、年金相談担当者は相談時に本人の記録かどうか確認していました。ここまで酷い状況になるとは思っていませんでした。	もっと突っ込んで本人に確認するよう相談担当者に指示しなければいけなかった。 自分も受給者のことを考えるべきでした。
11144	地方庁	その他(社会保険事務局)	特別便、定期便等で国年3号期間を知らせても、その配偶者の被保険者期間によっては正しい届出がされていないことに気づかないこと。		平成6年採用だが、基礎年番導入以降年金給付係にいて、手番の未統合がたくさん残っていることについてうんざりしたが、いつかすべて統合されて手番はなくなっていくものだと思っていた。 2年くらい前から宙に浮いた年金報道がせれて驚いた。	加入期間をなるべく整理したかったので、旧姓や読み間違いまで氏名索引しながら年金相談をした。
11145	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	再裁定の処理を早め、時効特例分の支給等を早急に行う。	WM上で確認できないときは、記録がないものと判断し、そのようにお客様につたえていました。 記録照会の届出が増え、窓口のお客様の来所数が増えた時に、この問題について知りました。	お客様の言を信じ、WM上で記録が確認できないときも、台帳での検索を行いました。 DBの容量が厳しいのは知っていますが、特別便の記録を送付する前に、WM上ですべての記録の確認をできるようにすべきだったと思います。
11146	地方庁	社会保険事務所課長級以上			平成19年5月ごろは、基礎年金番号に統合されていない記録が大量に(5000万件)あるため統合をしなければならない。という認識でした。	相談に見えられる人に応対し、記憶を少しでもたくさん掘り起こしていただけるようにしました。また期間照会の業務においては、若い人たちが事業所を探す際少しでも探しやすいようアドバイスをしました。 国民に不安を必要以上に与えたと思います。19年には若い人で窓口に来所される人は未加入未納期間のない人が多かった。
11147	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特別ありません	お客様の加入記録は消えたわけではなく、紙媒体で保存されているためシステム管理がされていないだけであることから、紙台帳の記録をオンラインシステムに反映させ突合わせを行なえばよいと思います。	平成5年ころ年金給付課に配属された時です。お客様からの期間照会にお答えするため原本(紙台帳)を確認したものの記録が発見できず、お客様と電話等で何度かやり取りをしたことがありました。本人は間違いなく加入していたはずとの申し出に対し、「確認しましたが該当する記録はありません」という回答しかできなかったと記憶しています。	気の毒に思いましたが、当時は「社会保険の記録がすべて」といった風潮があり個人的には粘り強く調べましたが、お客様にあきらめていただく結果となってしまいました。大変後ろ向きな仕事の姿勢であったと反省しています。お客様第一に考えていなかった点が最も反省すべきことと考えています。
11148	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	1、オンライン化されたにもかかわらず、一部の厚生年金、船員保険の被保険者記録が、データ化されず、年金受給につながらない。・・・平成8年頃	1、基礎年金番号導入の際、複数の手帳番号を整理してから、基礎年金番号を導入すべき、と上申したが、導入期日が決定されており、導入前に整理は出来なかった。 また、その後の手帳番号の統合も、メディアの活用もないためか、進まなかった。 2、早急に業務センターの船員保険記録と厚生年金記録のカセットオープンをすべき。
11149	地方庁	その他(社会保険事務所)	・被保険者の方が、取得をするたびに同じ番号を使用せずに、会社・個人からの前歴はない等の申し出に基づき、新規の番号が払い出されることが多かった。 ・喪失日が、退職日の翌日になっていないことが多い。 ・偽名や通称名の方、生年月日を偽ったり、誤ったりしている届出が多い。 ・本人・会社からの届出誤りが、想像以上に多い。	・正しいマスコミ報道で、広報等をする。 ・記録がもれている方に再度照会をいただく。	・上記で回答したような、届出の誤りが多いので、仕方のないことと考えていた。 ・大事な記録であるとの意識がいまひとつ欠けていたと反省しております。 ・問題発生の存在の認識時期は、いつとは、定かではありません。	・電話・窓口等で、今まで以上に詳細ね点まで説明・点検しお客さまに納得できるように心がけた。 ・公的年金制度への信頼を取り戻すために社会保険業務に携わる者の使命として全力で取り組む所存です。
11150	地方庁	社会保険事務所課長級以上			紙台帳(マイクロフィルム)のデータとWMのデータが異なる場合のあることは、認識していた 採用されてから、しばらくして知っていた 裁定請求時などに確認すると聞いていたので、そういうものだと思っていた	機械化になった時のずさんな更新作業が反省点であると思う また、それ以前で言えば、本人の申請によるため、本来あるべき正しい記録になっていないことも反省点であると思う 被保険者や受給者の不利になることには目をつむりつつ、今後の届出に関しては、正しい記録になるように、届出の添付書類は厳格化しておく必要があると思う

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11151	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号の導入期において統合されていない手帳番号が未だに存在しているが、日常の業務として判明手番の統合を行っているのでいずれ全てなくなるものと思ってました。また裁定手続きにおいて確実に整備されるので問題ないということで聞かされていたのと、実際にどれだけの未統合手番が存在するのか知るすべもなかったので、このような問題としてとりあげられて驚きました。未統合記録の存在については17年7月に適用業務に初めて携わったときに知りましたが、記録の不備等や何千万という未統合手番が存在する大きな問題だと知ったのはマスコミにとり上げられてからです。	発覚するまではそれが大きな問題と気づいていなかったので、通常業務として記録整備の対応をしていました。発覚してからは、記録整備組織の一員としてできることをやっていくしかないと思い、窓口や電話対応、記録整備の処理そのものに全力をあげました。 組織として制度の運用上起こりうる問題を末端職員におけるまで共有し、そのの解決にむけて自主的に行動していく風土がなかった点も反省点として上げられると思います。
11152	本庁	その他(本庁)			業務課(適用課)に在職していて、基礎年金番号が導入になる前には、WMで資格取得処理をする際、厚生年金の番号が記載がなかった場合に、明らかに本人の記録と疑われる番号が存在していたとしても、本人確認が取れないとの理由で、どんどん新しい厚年番号を払い出していた。(そういう指示がされていた)将来受給するときに整理されるであろうと考えていた。この積み重ねが、今日につけをまわしたことになっていると思う。	疑重複番号が少なければ(1つか2つ)ならば、事業所宛電話照会することもあったが、本人のプライバシーもあり、積極的には行わなかったのが現実である。 当時の労働組合が強かったのもあるが、国民視点の仕事ができていなかったといえばそのとおりである。
11153	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金や国民年金の資格取得時に、被保険者が基礎年金番号を把握していない場合、担当職員とのやり取りの中で記録の特定に結びつかなければ、「宙に浮いた年金記録」が新たに生まれることになる。職員としては、そういう事態が生じないように努力するべきだが、被保険者や事業所の担当から記録に結びつく情報が得られなければ、どうしても宙に浮いた記録は生じてしまう。 こういったことについても、周知を図る必要があると思う。	基礎年金番号の管理責任を被保険者自身に課すと、上記のような問題は不可避であると思う。何らかの形で、年金機構が責任をもって管理すれば、あるいは解決できるのではないか…。	年金記録問題がある限り、通常業務に割くべき時間が記録問題の対応にとられているというのが現状だと思う。もちろんこの問題は軽視すべきではないし、組織が解決すべき命題だと考えますが… 問題の存在を知ったのはマスコミが問題を取り上げた頃です(2年前くらい?)	普段は記録問題の担当ではないが、記録問題の担当部署より支援の要請があった場合は、極力参加するよう心がけていた。 反省点としては、休暇中等に記録問題について自主的に勉強することがあまり無かった点である。
11154	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	人と時間をかけて解決する。	問題の存在という認識はなかった。年金記録問題がクローズアップされてから知った。	
11155	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	特にありません	記録問題について、大変重要な問題と認識しています。 基礎年金番号が導入されたとき、ひとりの方がたくさんの年金番号をもっていて、事務作業が大変だったのは、おぼえています。そうゆう方がたくさんいらしゃいましたが、提出された書類については、きっちりと統合処理はしていきました。	そのときに、基礎年金番号の切り替えを組織をあげて、未提出者への督促等を、きちんとおこなっていれば、今日の問題もおきなかったのではと思っています。
11156	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	1件1件丁寧に記録確認を行う。	平成19年の夏頃。 未統合手番、納付記録の欠落。	1件1件丁寧な記録確認。
11157	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	特に無し	国民の皆様の将来に影響を及ぼし、国の信用にかかわる大変重要な問題であると思いました。 この問題の存在をしったのは、5年ほど前です。	反省点としては、国民の皆様への年金制度の周知が徹底されていなかった点と職員の年金制度に対しての学習不足と記録の管理に対しての重要性の意識の無さがあると思われます。自身の対応としましては、対応させていただきましたお客様に対して、出来るだけわかりやすく制度の説明等をさせていただき、現在の問題点などもきちんと説明させていただきました。お客様の声が届くように努力が足りなかったと今は思います。
11158	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	よくわかりませんが、「マンパワー」を活用するのであれば、個人情報の保護というものを、一段と厳守させることにより、派遣職員や非常勤職員を年金記録問題に特化させて、活用したほうがよいと思います。 現状では、WMの操作も中途半端になっています。結果として職員の負担が増えてしまい、心身の疲労が蓄積するだけです。	率直に非常に大きな問題であり、高齢者の皆さんの生活を直撃するものと考えました。いつごろ知ったかというのは不明です。	まずは、国民の皆様に迷惑をかけていることに対し、面談するお客様に誠心誠意お詫び申し上げました。しかし、冷静に考えると、年金を請求する際、請求者ご本人も職歴を確認しているはずなので、一方的に社会保険庁が悪いというわけではないのではないでしょうか?確かに国民の皆様の老後の生活を支える大事な記録を預かっているという意識が非常に欠如していたことと、過去からの被保険者台帳の管理などずさんであったことは、大いに反省しなければいけません。
11159	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	特になし	平成18,年頃、国民年金のポスターにある芸能人が採用され、納付勧奨を訴えるも、その芸能人本人が、未納であることが発覚し、総理大臣や議員の未納問題に国民の目が、向けられるようになったことが、きっかけだと認識しています。 毎日のようにマスコミ報道を聞きながら、大変な問題になると、考えました。	国民年金課に配属されていたため、被保険者及び受給者より、生の声を聞きました。実際、これから記録照会が増えることを想定し、課の中で担当を決めて取り組むべきだと提案し、自ら担当になりました。 調査、回答しながら思ったことは、第一に法令順守の業務がされていなかったことを感じました。時代だった‥と言えばそれまでですが、裁量で決定していたこともあったのではないでしょうか。 次に手管理の時代に市町村間の引継ぎが正しく行なわれていなかったと思います。転居間際に未納分を納付していく‥きちんと納付した方が、未納扱いとなってしまったケースが目立ちました。 何十年もの歴史の中で、国民全員の記録を管理することを、社会保険庁だけの責任にするの
11160	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	最大限できる限りにおいて、過去の名簿等の記録をすべて洗い出して、現在の記録と突合させることです。	自分達に寄せられていた国民からの期待を裏切るような行為であり、どのような難題があってもできるだけ早い段階で絶対に解決するよう最大限努力しなければならない問題と認識していました。	最大限できる限りにおいて、過去の名簿等の記録をすべて洗い出して、現在の記録と突合させる。 各職場において、いつの間にか馴れ合いのような状態になり、自分達の意識の中で国民が不在
11161	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ないと思います。	学識経験者や有識者の方たちが十分議論して、現在のやり方となっているものであり、優先順位も付いているものと判断されることから、今のやり方で止むを得ないのではないかと思います。	そんなことになっているとは思ってもいませんでした。 また、正直、非常に驚くとともに、大変なことだと思いました。 平成19年6月です。	現在、信頼を失っている組織と職員の信頼回復のため、また、国民の皆さんが安心して暮らしていけるような世の中となるよう仕事を行いたいと感じました。 従って、組織の抱えている当面の諸問題としての記録解明等に早急に対応すべきことがある場合は、運営方針に基づき自分の出来る範囲で出来る限りのことをしていこうと考えました。 このため、19年と20年は、夫々6カ月間は記録の解明や突合せ作業の支援に携わりました。 以上です。
11162	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	地道に調査をするしかないのでは。	平成15年ごろ。記録を管理する側だけでなく、適用される側にも問題があったと感じた。(生年月日を偽って適用されていた場合など)また、制度に対する意識が低く、いくつも手番を持っている者も多かった。	出来る限り正しい記録を提供できるよう、お客様の声に基づき調査を行った。 運営する側にも、加入者にも分かりやすい制度にしていくことが重要。 制度が複雑すぎるために事務処理誤りなども起きるのではないか。
11163	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し。	人員の増員。	年金裁定時に必ず記録確認を行なうので漏れは無いと教わってきた。問題を知ったのは報道等。	なるべく090や010で氏名確認を行ない、記録の統合を進めた。反省点はいまだカセットオープンになっていない記録があるなど統合に向けた環境整備が整っていないところ。
11164	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		照会事項について、確認の徹底をする。	最初は、年金制度に対する無知等から多くの番号を持っていたことが主な原因と思っていたが、記録問題に対処してからです。	誠意を持って、対処しました。もっと早くから古い記録等の整備を行わなければならなかったと思いました。
11165	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	ありません。	年金記録については、年金手帳やその前身の厚生年金保険被保険者証の存在が職員側からもぞんざいにされていたことも問題でした。初期の収録の仕方のずさんさもありましたが、職員の意識の中でその必要性は重要視されていなかったように考えます。年金受給のときに確認すれば良いといったような風潮もありました。 平成19年頃から騒がれてきたこの問題ですが、受け取るべき年金を受け取らずに亡くなったり加給金の過払いの発生等、受給者に不利益になっている部分もあり、もっと早く取り掛かるべきだったと感じています。今回の年金記録問題により昔の記録がかなり収録されてきてはいますが、それでも昭和10~20年代の記録はまだまだ開示されていない部分があります。すべての記録を収録し、ひとりひとり丁寧に当たっていくことが必要だと思います。	今回の年金記録問題は、受給者にとっては直通した問題でありました。生存されている方への確認により記録が判明したり、整理が付いたり、ずいぶん進んだと思う反面、ここで限界と感じてしまっては、また同じことになってしまいます。亡くなっておられる方の記録にかかる年金につきましてもそのご遺族への対応も、もちろん現在も行っているところですが、今後は全記録を開示(収録)することにより更なる対応が必要だと思います。また、全記録を開示することにより、事務処理や確認もスムーズに
11166	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません	粛々と確実に作業を進める必要がありますが、人的資源や期間に限りがあり、遂捗についても地域の偏在があるため、できるだけ機械化を進めるべきと思います。	年金記録問題については、報道などにより宙に浮いた5000万件が話題となった平成19年はじめ頃から耳にしていました。 当初は、1人複数の年金手帳を持っている被保険者が多く存在し、また、年金裁定時に確認・統合しているため、特段の問題意識は持っていませんでした。 その後、歴史的背景等さまざまなことが明らかになるに伴い、早急に解決すべき大きな問題であると認識しました。	今年1年間は、再裁定を担当しておりましたので、できるだけ多くの処理を行い、また、審査に専念できるよう、単純な作業はアウトソーシングを活用しました。 反省点としては、本省、本庁及び現場における風通しが良くなかったことや、職場内の馴れ合い体質が挙げられるのではないかと思います。
11167	地方庁	その他(社会保険事務所)		早期解決が大事だとは思いますが、現場を無視するかのような早目の締め切りをもうけているせいか業務センターなどの回答が荒い気がします。業務センターなどでの決定通知に納得や理解できずに再度調査を依頼される方もいて2度手間です。締め切りを延長されるかしっかりとした知識をもった人員を投入する方法をとるべきだと思います。	就職する際に年齢をさば読みしたり、偽名を使ったり、また何度も仕事を変える度に年金手帳をなくして新しく作り直したりする方が昔はよくいたので、年金記録の重複なども当たり前だと最初は思っていました。 テレビなどで取り上げられるようになって「問題」であることに気がつきました。	昔年金記録を管理、登録していたであろう職員の処理のずさんさを考え、あらゆる方面で記録がないか探してみたり、相談者の話に整合性があるか考えたりしました。 反省点としては、明らかに人員と業務量と締め切りがあっていないところが一番反省すべきではないかと思いました。人が足りなさ過ぎると思います。
11168	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	特効薬的な方法は思い浮かびません。ただ、大臣が申しているような、一律救済方法については、実際に納付した方との公平性等からも別の問題があるかとも思います。 現在、早急に記録確認作業を行っていますが、確認基準をかなり甘くしていることや、アルバイト等を大量動員して行ったり、期限を設けて調査をしていることにより、例えば最近他人に記録統合をしてしまっているケースがあることなどからも、本当に間違いなく記録訂正が進んでいるのかが心配です。将来、この作業により新たな年金記録問題が発覚しないかと懸念しています。 やはり時間はかかりますが、きちんと丁寧な作業により記録確認を行っていくべきであると思います。	私は年金記録問題が公になるまでは、コンピュータに登録されていない記録があるということは上司等から教えてもらったことはなく、コンピュータに記録がなければ他には記録はないと思い込んでいました。 また、生年月日や氏名が誤って登録されているケースがあることは知っていましたが、氏名や取得年月日などについて、実際にこれだけ(故意的に)適当に入力処理をされているとは思いませんでした。 まず問題として大きなことは、年金制度については戦前からの記録に基づくもので、時代からしても管理をするのがかなり困難であったものが、今になって表面化したということがあると思います。 その管理について、まず制度的にもっと早い段階で整備するべきであった(基礎年金番号の導入等)と思うので、その辺りは政治的な責任も大きいと思うし、またコンピュータ導入時点でのずさんな入力処理については社会保険庁の責任が大きいと思います。 世間的には現職員が批判されていますが、現職員(特に若い職員)については現実を知らされておらず、責任は全くといっていいほどないと思います。	コンピュータに入力されている記録について、一応疑うことをし、場合によっては別の記録(080等)と照合してみるよう心がけました。ただ、1975万件や黄色便など、記録問題の対応について複雑すぎて理解しづらいところがあり、全体把握ができませんでした。事務運絡等をもっときちんと読み、理解をすればもう少し上手く進めることができたかもしれません。 また、特別便の開始当初については知識不足により、今思えばもう少し丁寧な照会が出来ることもあったと思います。
11169	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		事業所、各人から保険料を徴収しておきながら、お粗末な管理をしてきたと思っています。国会、マスコミで騒がれるまで、当たり前の仕事だとしてきたことが、恥ずかしいです。いろんな事象が明らかになって、責められるのは仕方ないと思います。問題として、認識したのは、年金問題が表ざたになったときです。	各被保険者の大切な記録なので、鋭意努力しようと思っています。 反省点としては、各制度ごとに被保険者番号が違っていたことが大きいいです。生まれた時からセキュリティー番号があればよかったのかもしれません。 また、それぞれの制度で、住所の管理をしていれば、もっと個人を確定できたものと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11170	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に今のところは考えられません	今年末から来年春にかけて、年金受給者に対しての標準報酬の通知を送ることになっていますが、そのような情報をテレビ・新聞など利用し、国民に詳しく伝えるべきだと思います。 また現状を職員が周知できるよう情報伝達を徹底すべきだと思います。	年金請求は自己申告で記録を申し出ることを知ったとき(ほぼ入社時)から、記録の浮遊がこれからも残るだろうとの認識でした。	旧台帳のことも踏まえて、所持している記録をいったん全て統括的に調査できるソフトを作るべきだと思います。 特別便の作成・送付も旧台帳や船員保険が整備された後に送るべきだったのではないかと思います。 持ち抱えている記録を公開し、特別便を送付する準備を説明し国民に報告していけば理解はも
11171	本庁	その他(本庁)		受給者や被保険者からのご意見が多い点について、改善をしていくことが重要だと思う。(再裁定の迅速化やねんきんダイヤルの回線数の増加、わかりやすい通知書類の作成など)	被保険者より申請がなかったこと等の理由により、裁定時に記録を見つけることが出来なかったことによる問題。 当該問題を知った時期については国会質疑や予備的調査にて知ったので、平成19年頃だと思	当時、他部局にいたために、具体的な対応はしてない。 反省点とすれば、ねんきん特別便や定期便のように受給者や被保険者にご自身の記録を定期的に確認していただくことが、もっと前より必要であったのではないかと思う。
11172	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にはありません。	件数が膨大すぎて有効な解決策が考えられません。	はっきりとは記憶していませんが、かなり以前から厚生年金の記録管理には不安を感じていました。	本人の氏名・生年月日・住所等を戸籍や住民票などで確認する必要がなく、本人が申し出たものを事業主が確認すれば届出できるというに問題があったのではないかと考えます。
11173	地方庁	その他(社会保険事務所)				
11174	地方庁	その他(社会保険事務所)	p	経験や知識のある人材を確保することだと思います。退職者等	平成19年7月以前で氏名検索ができるようになった以降は請求時必ずできる限りすべて検索し本人にも思い出してもらうように努めていたのでその頃から意識はありました。	しかしいくら氏名検索してもカセットオープンされていなかったり画面上に反映してこない記録がこれほどまであったことに驚いています。おかしいと思っていても誰も組織として具体的に対応しなかったことに対して大変反省しています。今は全力で生活の根幹を揺るがす年金の再裁定に取り組んで行きたい。
11175	地方庁	社会保険事務所課長級以上	厚年の記録照会等で、氏名索引や事業所検索を行う際に、氏名・生年月日・事業所名・所在地を本人の申立どおりにしか検索していないのではと思われる「記録なし」の回答がある。 本日(12/4)も、業務センターから「ねんきん特別便」の回答が「記録なし」で本人あてに送付され、第三者委員会への申し立てを希望する方が来所したが、本人の話をよく聞くと、本社(東京)支社(佐世保)で、事業所検索でも本社と思われる事業所名があり、マイクロ検索した結果、生年月日が相違していることが判明した。生年月日のあいまい検索をすれば容易に発見できる記録であり、きちんと調査をしたのか疑問が残る。 想像力の欠如としか言いようがない「記録なし」の回答が全国的にも多いのではないでしょうか。(「ねんきん特別便」が送られ、過去何回も「記録なし」で回答をもらった人が、あきらめずに申立をされ、ようやく見つかった(見つけた)ケースがあまりにも多い。)	記録調査に時間がかかり過ぎ。 1、業務センターのカセット記録をマイクロ検索できるように。 2、被保険者記録、マイクロフィルム、払出簿、カセット記録の何れも信用しないという姿勢で初めて記録を見つけることができることを、担当者に十分認識させることが必要。(特に、氏名・生年月日・事業所記号等は、「間違っているかも」を前提とすることが必要。) 3、相談者が話す内容を、相談を受ける側はきちんと受けとめる必要がある。(本人が主張するにはそれなりの理由がある。)	基礎年金番号が発足した平成9年当時に、名寄せや本人からの申出を勧奨していれば、これほど大きな問題とならなかったのでは？ (それでも、WM上氏名が登録されていなければ、どうしようもないが。)	事業所調査の際、小さい事業所には、本人の記録ではないかと思われる記録について期間照会申出書を持参し、調査の合間に説明して本人もビックリということもあった。(かなり好評だったが、「暇き見」以降、そういうことができなくなったのが口惜しい。) 氏名・生年月日・事業所名・事業所所在地等、全て疑って、全国の類似事業所を検索するくらいの姿勢がなければ、「有りませんね」の一言で済ませてしまい、事後のトラブルの種を蒔くばかり。
11176	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題は、社会保険事務所の処理自体に問題があることばかりとは認識していません。基礎年金番号制度が創設される以前は、厚生年金・国民年金、それぞれで、番号を払い出しており、また、就職されるたびに年金手帳を提示せず、新しい番号を符番していた等、制度そのものにも問題はありました。	今はただひたすら、国民の皆様の信頼を回復するために、日々仕事に向かっています。
11177	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金加入の申請主義について 強制加入であるのに、届出により加入となること。		統台帳からコンピュータへ切り替えが正しくいかなかったために起きた問題。 特別便発送の時期。	過去の記録については、年金受給裁定時に正しく補正すれば良いと考えていたところが反省点。
11178	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。	全職員が年金記録問題解決への強い意識をもって対応し、ある程度の人員・費用・時間を割いて地道に、そして迅速かつ正確に解決していくしかないと思います。	平成17年6月に採用された1～2年後に年金記録問題が世間で騒がれ、その時点で始めてこの問題をしりました。 その後、専任として名寄せ作業に加わり記録管理のずさんさを知るとともに、問題解決への難しさを痛感しました。	上記の認識を踏まえて、私自身は通常業務の他に特別便対応等を行う中でまずは正確に、そして対応する一人ひとりのお客様の記録問題をすべて解決し安心していただきたいと考え対応してきました。 反省点としては解決を急ぎすぎてしまったことではないかと思います。迅速に解決することももちろん重要ですが、結果的に事務所等の混乱を招きそれによりお客様に対しても大変なご迷惑をかけている状況です。 記録問題を解決しようと動き出した時点で、これがどのような問題なのか、早く正確に解決するためにはどのような方法があるのか、そしてその方法をとった場合にどのような状況に陥るのかと
11179	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	年金記録を管理しているオンラインシステムの管理状況そのものが、一職員がどのように管理しているのか、詳細がわからない状況。 三鷹で管理されているもの、高井戸で管理されているもの、その他。	前述システムが現時点で、すべてコンピューターでリンクされているかどうか、分かりませんが、お互いの管理されている情報を一瞬で見られる新しいシステムが必要なのではないでしょうか。現在では古い保存記録等を確認するのに長い期間を要するものもあると聞いています。	国民年金と厚生年金の記録が別々に管理されていること、また公的年金制度が他省庁にまたがって管理していることなどから、国民皆年金といっても正確な記録になっていないことは、採用されてから2．3年目で感じてはいました。 特に基礎年金番号で管理するようになったときに、疑重複者がたくさんあって、個人の特定判断ができずに、強制付番をしなくては、業務が進まないといったときも感じていました。	制度的な問題に対してなので、対応はできませんでした。 国が管理する公的年金のため、省庁間での早い時期での一本化が必要だったと思われます。
11180	地方庁	その他(社会保険事務局)			国民年金保険料については、稀なケースと思っていた。 最近まで、主に市町村役場が収納事務の主体であったが、納付組織の当時の当番や役場の収納事務員、社会保険事務所職員が着服に関与していたケースはあったであろうが、未納の状態であれば、納付の催促がある。 そんな中で、着服の発覚は避けられず、その段階で納付記録は正しく訂正されると思っておりました。 このたびの年金記録問題で、よく見かけるのが、保険料納付して、転居したケースである。転居先の市町村にて加入手続きとっても、転居先の市町村に検認記録が連絡されないケースである。(当時の事情は定かではない、転出予定先に転入されていなかったのか・・・) コンピュータ社会でなかった時代に、厳格に人の管理、記録管理がなされていなかったと思われます。 厚生年金保険においては、紙の被保険者台帳の場合、記入欄がいっぱいになったときに、台帳の書き換えの必要があるが、書き換えの際は、非常勤職員やアルバイト等に任せて職員がその結果をきちんと管理できていなかったのではないかと思う。 また、いつごろの時代から行われていたのかわからないが、事業主が実際よりも低い報酬を届けていたケースも少なからずある。事業主が意図的でないケースもあるが、社員はそのような事実を確認できる術はなかったのである。 (厚生年金保険法では、「事業主の義務」として明示してあるが・・)	特定の地域の滞納事業所については、社会保険事務所の職員が関与するケースも確認できているが、悪質な事業所による事実に反する届出も多い。 先月、勤務していた適用調査課において、悪質なケースが確認できた。定期便を受け取ったお客様が、実際の報酬と異なる、と申し出るケースである。 この事業所の社員であったもので、退職者を除く3名からの申し立てがあった。 19年8月まで標準報酬月額が17万円、24万円、34万円であったにもかかわらず、20年4月に、遡及して10万円に下げた月額変更届が提出された、届には改ざんされた賃金台帳も添付されていた。その社員の方々が所有する給与明細書と明らかに相違する。 2週間ほど前、この事業所の呼び出し検査をおこなったが、改ざんされた賃金台帳を提示して、「社員には10万円しか給与として支払っていない。残りは私(社長)が貸している、返してもらうつもりはない。」と社長は供述している。 あくまでも、訂正の届けを提出する意思は無い。 弁護士にも相談し、告発すべきと判断し、「告発決定通知」の起案をあげた。 年金は、被保険者の財産でもあるのですから、このような悪質なケースにおいては、告発すべきと思います。告発する義務があるわけですから。
11181	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に無し	各個人が、自分のスキルに見合った貢献をする。	新聞騒がれ始めた時期	見通しの甘さ
11182	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	年金記録問題については、特段記載することはありません。	人海戦術でいくことにならざるを得ないと考えます。	宙に浮いた記録が、ご本人のもとへ確実に届けるべきものと思いました。	名簿等が不鮮明等で、ご本人のものと判断できないのが歯がゆい。 しかし、ご本人のものであることが確認できないと、新規判明とできない。 その結果、第三者委員会への事案としてすすむ。 もう少し一件あたりに丁寧にできないか、一方でスピードも問われる。
11183	地方庁	社会保険事務所課長級以上	別になし	(6)は無し	厚生年金のいわゆる宙に浮いた年金といわれる、手番で残っている問題については、戦前からの60年の歴史の中で、コンピューターも無い時代からすべての記録を限られた省庁だけで管理してきたことに無理があると思います。社保庁ができる前の時代の記録についてまでも社保庁のせいにされるのには、強い憤りを感じます。 国家が、戦前戦後を通じて、本当に国民のための年金制度、と思っていたのであれば今のようなことには決してなっていなかったと思います。 マスコミで大きく騒がれるまで何もしてこなかったではないですか。 厚生年金のカセットの記録等も開いていなかったわけですから、本人の申し立てだけに基づく記録確認には、限りがあり、探し出すのが困難だったわけです。そういう記録が大量にあるのです。もともと現場の声を無視してきた結果です。	お客様に大して精一杯の対応はしてきました。 再裁定の遡及等も遅くならないように、必死でがんばった。 再裁定については、全国からの支援もして一定処理は早くなったが、未だに失権者に対する再裁定については、まったく行われたいないと認識しています。 マスコミの発表が先行し、事務処理が現状ではできないものまで受付ざるを得ない状態ではありませんか。相当な困難な事務処理であることを世間に説明するべきです。事務所窓口でいくら説明をしても理解していただけません。 また、期間調査にしてもアルバイトをいくら配置しても無理です。経験と知識がなければできません。マニュアルマニュアルといわれますが、マニュアルにのっていることは一部でしかありません。
11184	地方庁	その他(社会保険事務局)	配偶者は厚生年金を喪失しているのに国民年金第3号被保険者になったままの方がいる。	チラシ等で呼びかけるなど	平成19年5月か6月頃に知りました。基礎年金番号以外にいくつも番号をお持ちである方がいらっしゃるのはそれ以前から知っていました。	窓口ですぐに見つけることができない記録がたくさんあることを知り、窓口で見つからない記録については期間照会などでお調べできるご案内をしました。手帳を持参された方についてはWMと異なるところがないか確認をしました。
11185	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	現状、職員が進めている記録問題対応についてより一層の強化を行い、問題解決へ向け努力を行う。	社会保険庁として重大な問題だと認識しておりました。存在を知ったのは問題が発覚した時点となるかと思います。	直接、記録問題に対応する部署の所属ではないため、所属部署の面から記録問題への対応について出来る限りの対応をおこなった。 記録問題の反省点として考えられるのは、全国的な業務管理・業務処理の統制が取れていないこと、及び、自分が行っている業務は特に国民の生活に密接している業務だという意識が薄かったことが反省点ではないのかと思います。
11186	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	記録の収録・整備の徹底	加入記録をオンライン化する際、全ての記録を正確に収録されなかったのが要因と考える。以前から全て収録・整備されていれば期間照会も迅速におこなえたと感じていた。	期間照会から調査し判明した記録の整備に努めた。根本的に事務所段階では解決できる問題ではなかった。オンライン化以降も引き続き記録の整備・収録を徹底して進めていれば慌てるようなことはなかったと考える。

No.	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11187	地方庁	その他(社会保険事務所)	古い年代に適用された事業所については、事業所整理記号が付されておらず、オンライン上に事業所記録が整備されていないため、端末の職歴審査照会(事業所名称検索・事業所記号検索)(020-1-11、020-1-10)で事業所記録が確認できない。また、事業所整理記号が無いため、被保険者原票照会票(080)で被保険者名簿を確認するのが困難である。 このような事業所にかかる加入記録調査の申し出を、事業所の管轄以外の社会保険事務所が受け付けた場合、端末から事業所記録や被保険者名簿が確認できないため、「該当する適用事業所なし」など誤った回答を行う可能性があること。	事業所整理記号が付されていない事業所については、事業所を管轄する社会保険事務所に照会することを徹底すること。 このような事業所記録が多い都市部の記録調査担当者を増員するなど、調査能力の補強を行うこと。	過去の年金加入記録に補正を必要とする不備や記録の脱漏があることを知ったのは、平成9年頃です。 年齢が高い人ほど不備が多く、古い記録については紙の台帳での管理であったため、ある程度の不備はやむを得ない、と認識していました。被保険者記録の不備が確認できた都度、補正を行っていくしかないのだと考えていました。	記録調査担当や年金給付担当であった時は、できるかぎりマイクロフィルムの被保険者名簿を確認するなどして不備を補正するよう努めました。 《年金記録問題の反省点として考えられること》 社会保険庁発足当初から記録の不備に対して組織的に取り組むことが必要であったと思います。特にオンライン化後は、古い時代の記録に順番に当たり、管轄社会保険事務所が管理する名簿と突合せするなどして、常に記録の補正に取り組む専門の部局が必要であったのではないかと思います。年金記録問題に大胆に人員などの資源を配分することができなかったということだと思います。ねんきん特別便が送付された後でも基本的に同じことが言え、当初、ねんきん特別便の回答についての調査業務は、記録調査担当者に集中しがちでした。「全所体制」で処理に当たることにはなっていたものの、有効に機能したとは言えず、結果として、年金機構発足直前に調査不十分なまま回答を行わざるを得ないものが多数出る状況となりました。 記録の不備を確認しても、本人の裁定請求などの契機がなければ積極的には調査・補正を行わないという考え方が組織の中にあり、長らく自分自身もそのような態度でいたことが、個人的な反
11188	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金保険の定時決定や随時改定の手続きは、事業主に提出義務があるが、特に算定基礎届について事業主が義務を履行しないこともあり、その結果一定の督促の後に職権で標準報酬の決定を行っている。 本来の給与額と実際の標準報酬月額との相違が生じるひとつの原因になると思う。	提出催促に応じない事業所の被保険者の方に直接、届書と給与明細書の写しを送付していただく等も検討してもよいかと思う。	お客様の年金記録を間違いなく管理するという意識が不完全であったことが原因となっていると思う。 ただ、私がそのような問題を認識するようになったのは「年金記録問題」として報道されるようになってからである。	私は適用調査課の事務員であるため、通常の事務処理や電話照会の際には庁全体としての問題認識の甘さを反省しつつお客様のお話に真摯に耳を傾け対応してきたつもりです。 記録調査については、携わっている職員と直接携わらない職員との知識の差がありますので、定期的に研修を行って知識の共有化を図ったほうがよいと思う。
11189	地方庁	その他(社会保険事務局)	特には思い当たりません。	専門的知識のある人の増員。	解決に時間がかかる問題と思いました。 19年6月のころから知りました。	最初は知識も資料も乏立ても不足していてとても困りました。
11190	地方庁	その他(社会保険事務所)	脱退手当金支給の有無をよく確認せず、脱退手当金を貰ったと思い込みで判断し、調査依頼しない方が多くみうけられる。また、脱退手当金の支給日に別手番で厚生年金に加入している場合、手当金受給記録を取り消して結果年金受給に結び付くケースもみられる。反対に手当金期間と重複して国民年金を納付した場合、納付記録が取り消され年金減額になるケースもあるよう	いわゆる、『宙に浮いた年金記録』の中の脱退手当金の記録についても、慎重に調査に取り組むべきであると思う。ただし、前述したような年金額が減額されるケースもあるので、その場合の対応策も検討すべきと思う。	年金請求時に請求者本人に年金記録の確認を充分に行っていれば、このような問題は起きなかったかもしれないし、自分自身も常に心掛けて社会保険業務に携ってきたと自負している。ただし、充分に確認をしなかった場合は記録漏れが発生する可能性がある事は、入省当時から危惧はしていた。	前述したとおり、記録漏れが無いように、年金請求時に請求者本人に年金記録の確認を充分に行うように、自分自身も常に心掛けて社会保険業務に携ってきた。やはり国民総背番号(納税者番号など)や基礎年金番号をもっと早期から導入し、また疑重複手番の調査ももっと徹底して行うべきだったと思う。厚生年金加入者の住所把握も最初から行えば良かったと思う。
11191	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	・信頼回復のため、引き続き、一件ごとに、ていねいに対応していく。 ・特に、古い記録については、調査をつくしても確定しないものも出てくると思われる。 ・そのようなケースの救済措置も合わせて行う必要がある。	・膨大な記録のなかから、一件を探すことは多くの時間と人手がかかることを実感した。 ・お客様に対し、ていねいに、分かりやすく説明を行うことの重要性を認識した。 ・国民全体の協力なしでは解決できない、大きな問題であることを認識した。 ・平成18年	・事務局から各社会保険事務所への年金記録に係る窓口相談や旧名簿による調査等に積極的に対応した。 ・個別訪問による記録確認では、職員だけでは手が回らないため、市区町村との連携が行えればと悔しい思いもあった。 ・現在、地方自治体との協力関係を得ながら、進めていくこととされているが、地域に根ざした取り組みの重要性を強く認識している。
11192	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	一定の条件に当てはまる場合については、申し出をする者だけでなく、全ての者を救済する政治的決着が必要と考える。 声の大きい一部の人が救済され、黙っている人は救済されないのは不公平ではないでしょうか。	基礎年金番号に登録されていない「年金手帳番号」については、年金受給手続の時に、会社名等を確認し、統合していた。 受給手続きの時に、窓口にて詳細を確認するので、登録されていない番号が存在すること自体を問題としては認識していなかった。 ただ、5千万件という数字を聞き、「そんなに多かったのか」と驚いた。	氏名、生年月日、会社の記号、報酬、一つでも入力間違いがあった場合に、正しい記録とはならないことを一人一人が意識付けしなければならない。加入記録は、老後の保障であり、人生そのものであるとも言える。 このような大切な記録を預かっていくためには、大きな使命感、倫理感が必要でしょう。 私は窓口において、お客様に納得いただける説明をするよう心がけてきました。それは、この問題が起きる前からそうしてきたつもりです。「最近、対応が丁寧になったね」と言われることが悔しいくらいです。 今度の組織には、お客様を大切にすることは当然として、それに携わる職員も大切にしていただきたい。人材育成が最も大きな柱だと考えます。
11193	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません		社会保険事務所に出ていたときに、基礎年金番号が導入されたが、かなりの重複があったことから、このような問題は起こるかもしれないと思った。 その当時は、事業所の努力が足りないのではと思っていた。例えば人を採用する際に、前の勤務先で年金手帳が発行されているにもかかわらず、新しい手帳を発行することになったりしたことなどが多かったから。	あまり、現場にいたことがないので詳しくは述べられない。しかし、社会保険庁全体で取り組んできた問題なので、未来においては安心でき、信頼される職場になりたい。
11194	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。	地道に一件づつ確認していく。	台帳記録とオンライン記録と相違があるという問題。 記録補正処理をし始めた頃。	確認が出来次第、早急に訂正する。 オンライン移行時の不手際。
11195	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません	労働局等の情報をひとつにするなど、個人情報についてはある意味統一管理を行いことで、今より改善がされるのではないかと思います。 報酬誤り、取得年月日誤り等の事務処理誤りについては、本来証拠書類の添付を行うなどの確認作業を行わない限り解決には向かわないのではないかと考えます。	採用された当時は、紙台帳の時代でしたので転記ミスが時折あったと記憶しております。しかし保険料の請求時点で金額が合わない等の連絡により判明するケースがあった。 その他には届け出誤りもかなりあり、会社の担当者の届出をする報酬の認識不足もあったのではないかと思われます。 年金番号を複数所持している問題があるが、オンライン化になるまではある意味会社で本人からの聞き取りをしっかり行わなければ判明しないことが多く実務的に限界があったのではないかと思われます。	事務処理が杜撰であったことは否めませんが、会社からの届出方式にも限界があったのではないかと考えます。 年金記録の誤りは、年金請求の際に確認整備すれば年金が支給できると、安易な考え方があったと思います。 本人にとって年金制度は、保険料が天引きされているとか歳を取れば年金がもらえるということは判っていても、どう管理されているかということについては一般的には知られていなかったように思います。やはり、資格の得喪時に会社に通知するだけでなく、本人あてにも何らかの通知をすることで確認させる必要があるのではないかと思います。
11196	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません		年金の支給に大きく影響し、記録の管理を正確に行わなければならない役所としては、許されることではない問題だと認識している。	全庁的に取り組まなければならない最重要課題であることから、支援業務等の要請には、積極的に対応した。 将来の生活に欠かせない年金に影響を及ぼす被保険者記録は、正確に管理するとの考えを、今以上に強く持てていられたらと思います。
11197	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	人手が足りないためあまり知識のない人も借り出されるような状況になっているので、人数をそろえたうえできちっと教育できるような環境が出来れば、早期の解決につながると思います。	採用された時点ですでに年金問題はニュースなどでも大きく取り上げられるようになっていたため、重大な問題として認識していました。	担当の係りではなかったため、また、専門知識を必要とする問題であるため特に対応ということは意識していませんでした。ただ電話や窓口では出来る限りの対応を行いました。
11198	本庁	その他(本庁)				
11199	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じ上げておりません。	根本的な解決は救済法の立法でしか不可能と考えます。	国会質疑や報道等により認識したため、過去からの認識はありませんが、 内容を理解した後は、ゴールのない問題と認識しています。	ゴールはないと認識したが、我々の努力によって1件でも多く解決する 必要があるとの思いで、業務を行っております。 反省点は社会保険庁の隠蔽体質の改善、 万全な記録管理を政策的に担保できていなかった、 国民(主に現役世代)に対して年金制度への意識を PRできていなかった、 というようなことが、挙げられると思います。
11200	地方庁	その他(社会保険事務局)	実際に年金相談窓口にて、一般の方々との相談のやり取りでは、当時 厚生年金発足時の頃より 事業所により適用であったか、否かを社員レベルでは確認のしようもなく 当時の同僚[年齢はバラバラ]と話をしていて、年金額に反映しているか 、どうかで相談に来所するケースが多かったです。 太田区地域では、雇用先の社名が思い出せず、又下請けの下請け等 個人では調べるのも難しく、社保より関連のヒントを出すものの、記録に 結び付かない方もいた。 年齢が違していない為、年齢を偽って登録され勤務されていた方のケース では、本人確認が特定出来ずに記録のみ残るケース アルバイトの短期・安い賃金にて、勤務され適用事業所に記録があるケース 会社も確定していて雇用されていたにも係わらず、年金記録が無しのケース 旅館・ホテル等の大元の雇用先が○○観光等の名称で、まったく思い付かないケース、海外と日本の行き来[貿易関係]・船舶にて港[地元]雇用や船舶 内での雇用かを確定出来ないケース等、現場では、さまざまなケースがみられ 本人の年金記録として、一日でも早く解決する様、業務中は努力していました。	年金記録問題は、厚生年金と国民年金と共済年金とが複雑に関わり 一人一人の記憶・実際に残されている記録とをお互いに提示し合い、 年齢や氏名のふりがな。読み方等も駆使しなければならず、現在の個人 情報等も公的な立場で記録を適合させなければならず、国年「S36～の 納付記録・住所の移転記録も含め徹底的に付き合わせると云う立場で 記録が一人一人の元へ返してあげたい、年金として受給して欲しいと 願っていますし、その心構えで相談を受けていました。 まず、その方に本人のみが判る年表を作成して貰く「本人だけでは無理なので 配偶者や家族、親戚、友人、同郷の方。 次回来所までに宿題として、それぞれお願いしてどんな小さい内容も書き留め てもらいたとえ一日だけでも、お手伝いであっても係わった全てを記入して貰く すると個人では予想していなかった結果に繋がり本人へ記録が戻るケースを 大切にしています。何故なら[社会保険事務所の前では緊張して良く思い出せない]とのこと。 我々は窓口にて相談者を待つという立場でいますが、実際には、被保険者の方々の記録を預からせて貰いているという立場で向かい合う事 が今一番大切で、現在遺族年金を受給されている方も、出来るだけ判り安い 言葉等で案内をされる事が必至なのだと思います。		
11201	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	誠意を持って一件づつ地道に調査するしかないと思いますが、一定の範囲で解決が難しいものについては、国として何らかの保障を考えていただくことはできないでしょうか？	採用当初から、制度上一人で複数の番号をもっている方がたくさんいると認識していました。基礎年金番号の導入により相当数は登録が進んでいると思っていましたが、このような状況になるとは思っていませんでした。	再就職のたびに新規取得として当分の間、事業所から届出がありましたが、その都度電話連絡により番号を確認して申請するよう指導してきました。その際、登録の出来ていない番号がわかれば登録処理を進めました。
11202	地方庁	その他(社会保険事務局)				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11203	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	一定期間は、通常業務は必要最小限のものだけにして、年金記録問題に業務を特化して集中的に処理を行う。	年金給付課において、年金の加入期間調査を行った際、WM上に氏名の入っていない記録が存在すること、紙台帳に記録はあるがWMに記録が反映されていないものが存在すること、基礎年金番号に登録されていない手帳番号が存在することなどは承知していた。 このままでよいのかという疑問はあったが、裁定請求時にご本人からの加入期間のお申出により記録を補正すればよいと考えていたため、現在のような大きな問題としては認識していなかった。	当時は、裁定請求時にご本人からの加入期間のお申出により記録を補正すればよいと考えていたため、現在のような大きな問題としては認識しておらず、特別な対応は行わなかった。 今思えば、このままでよいのかと疑問に思った時点で、問題提起を行えばよかったのだが、当時は従前の処理方法を踏襲することしか考えていなかったことが大きな原因であると反省しています。
11204	地方庁	その他(社会保険事務局)			全体的に年金記録問題がまるで落ち着いたことのような質問設定の意味がわからない。年金記録問題はいまだまったく解決していないし、職員であるかぎりずっと背負っていく問題だ。	事務処理センター職員としての立場から、大量の年金記録調査、整備等をいかに効率よくいかに迅速に行うことができるかを考えて解決に取り組んでいる。主にシステム稼働時間に集中して作業を行っている。 年金記録問題は、過去の人間が悪かった、と一言で片付けられるものではなく、窓口サービスのあり方、書類管理、コンピュータシステム、広報、人事組織、コンプライアンス、さまざまな側面から丹念に検証されるべき問題であり、現時点では全体的にも現職場においても検証が十分おこなわれているとはとてもいえない。記録調査訂正や新制度の導入だけが先行し、検証がおきざりにされているようでは、また将来同じような問題が起こってしまうのではないか。
11205	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	当面は現在行っている、特別便や定期便で記録の特定を迅速にすすめていけばよいと思います。	きちんと管理されるべき国民の大切な年金記録がきちんと管理されていない、まさに大問題で一刻も早く解決に向かうよう自覚することを痛感しました。この問題を知ったのは、マスコミで報道があったときです。	一刻も早くこの問題が解決できるよう、記録の整理等できることは積極的に対処しようと思いました。また、反省点としては、基礎年金番号導入時、あるいは導入前に複数の手帳番号を所持していないか等広く国民に年金手帳に対する注意の周知ができなかったかと思います。
11206	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在対応すべき問題の一刻も早い解決にむけてはまず人員を配置換えではなく増員をした上で教育体制をしっかりと確立し人員の質、量ともに増強すべきだと思う。	年金問題について自分は現在は申請主義をとっている以上、管理体制の問題は当然の前提であるとしても、やはり各個人の意識の低さが問題の根底にあると考える。 問題は平成19年ごろ新聞報道で知った。	上記の考えを持っていても当然お客様には直接的な表現はできないということと実際に記録と記憶が違っている方にたいしては極力記憶の助けになるような質問、問いかけを心がけた。
11207	本庁	その他(本庁)	特に思い当たりません。	上記のとおりです。	報道等されたことにより、問題点や記録管理のあり方等について、改善が必要だと考えました。また、組織として、年金制度等のあり方について見直すいいきっかけになったと感じました。(表現としては適切でないかもしれませんが) 記録問題については、報道により知りました。(記録の管理が不充分という部分ではそれをきっかけに気づきました)	もっと国民(お客様)の目線でみて考えないといけないと感じ、公務員的な受身的な考えではいけないと思い、仕事に対する意識が変わりました。 今までの年金記録の管理等が国民の皆様にどう影響があるかを真剣に考えて管理されてこなかったと思うので、そこが反省点だと思います。
11208	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。	市町村役場から戸籍や住所歴の情報をもらい、地道に確認作業をするしかないと思います。	浮いた5000万件の話があるまで、コンピューターに未登録の記録があるとは思ってもみませんでした。それまで、そのようなことは上司や先輩からも聞いたことはありませんでした。もっと早くに皆が知っていればお客様への対応も変わっていたと思います。また、それまではこちらから事業所名を教えることは許可されていなかったので、社会保険庁の方針も間違っていたのではな	事務所の相談窓口で毎日お客様に怒られてばかりでしたが、誠実に対応しました。毎日遅くまで残業し、土日も相談窓口の応対にあたり、去年は有給が1日も取れませんでした。代休もほとんど取りませんでした。これ以上対応できません。このような質問をされる意味がわかりません。反省点については、昔の職員の方にお尋ね下さい。
11209	地方庁	その他(社会保険事務局)		国民の信頼回復に向けて年金記録の統合を急ぐ。	国民の信頼を損ねる重大な問題であり、一刻も早く問題解決に努めなければならないと感じた。年金記録問題について知ったのはいつであったか定かではないがおそらくマスメディア等からの情報により知ったと思う。	国民の信頼回復に向けて、可能な限り、親切、丁寧、迅速に対応させていただいた。 この問題はお客様の大事な保険料をおあずかりしているという認識の欠如と記録管理システムに問題があったのではないかと考える。
11210	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	一刻も早く情報提供ができるように、マイクロ等の情報を瞬時に確認できる整備が必要、現状では一人の方に複数回書類が行くケースがあり、本人も混乱している方もいることから、窓口等に来所いただいたときに一回でどの事務所でも均一な情報の全てが確認できるようすることが必要。	職歴については、平成9年以前の基礎年金番号導入以前の年金制度毎に管理されていた年金記録については、年金請求時に確認をとり記録が漏れがないようにしていたと認識していました。他の年金記録問題については、報道される都度その存在を知りました。	お客様の来所時はもちろんのとこ、お越しをいただいたときには記録の確認が一回で済むように心がけています。
11211	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在行っていることを地道に続けていくことがベストだと思います。	入庁して間もなかったため、あまり問題意識を感じていませんでした。問題の存在を知ったのは新聞で大きく報道されたときです。	そのとき年金給付課に所属していたため、たくさんのお客様の声を真摯に受け止めようと努力しました。この問題についての反省点としては、年金記録の統合の機会が特別便ができるまでは年金裁定時かお客様の申し出くらいしかなかったことが挙げられると思います。最後にアンケート送信したつもりが送信できていませんでした。締め切りすぎて申し訳ありませんでした。
11212	地方庁	その他(社会保険事務局)		紙台帳と機械の記録の突合。 厚生年金の記録にカット合算表示、報酬変遷の表示のあるものを抽出できれば抽出して、補正等をする。	19年の5000万件の報道で知りました。基礎に統合されてない記録、名前の入ってない記録等がそんなにあることが衝撃でした。 年金額、受給権にかかわる率なので、とても大変なことであると感じました。	基礎導入後、裁定時までに記録をきれいにすればいいといった、先送り的な気持ちが少なからずあったと思います。 先送りにせず、一人ひとりの記録を大切に扱っていきます。
11213	地方庁	その他(社会保険事務所)	10年前位に過去記録の整備の担当をしていましたが、4000件位処理した内、2件(0.05%)の方が、正直に記録の中で覚えのない記録がある旨の申立がありましたが、生命保険会社のように出入りが頻繁な会社では、同姓・同名の方で、生年月日および勤務期間が、1年位前後していても、記録の照会票を先に提出された方の記録になっていたような事例があったように思います。	手番の氏名と生年月日を整備して、基番のある方に対して、特別便のように照会・督促を根気よくしていかないと仕方ないと思います。	厚生年金に関して、事業所への指導を徹底してなく、届書を事業主の責任で提出させているから、会社を変わる毎に番号を設定されている方もいる。今になって思うに、61年以前は、事故リストで社会保険庁からリストが送付されて、処理は管理職(次長又は庶務課長)の事務分掌になっていたように思う、61年以後は、疑重複リストが配信されたが、回答が来たのだけ処理をして、回答が来ないのは特に督促もしてなかったと思います。	平成9年以降であれば、20才以上の方は基礎年金番号がありますからと、指導できますが、それ以前は、事業所からの届書で年金に加入したことがないと言われたら(健康保険証を早く交付して欲しいこともある)、新しい番号を交付せざるを得なかった。
11214	地方庁	その他(社会保険事務局)	年金受給者並びに納付いただいている被保険者等に申し訳ないので、早急に問題化し、上司等に相談し、復旧作業に励みます。	既にお亡くなっている方もいるので、全ての方が納得することは不可能かとは思うが、早急にこの問題が解決できるようにねんきん特別便業務に人を集中する。また、職員を筆頭にこのような過ちを今後起こさないように気を引き締めて、業務を遂行します。	採用されてからこれまで年金給付業務に携わったことが無かった為、知識があまり無く、報道で新事実が明らかになる度に驚き、また自分自身がこの職場に入った理由が、高齢化社会になる中で非常に重要な職務となると思い、地域のために頑張っていきたいと考えた為だったのに、非常に残念に思った。	年金問題が発覚した当初、事務所の窓口対応等の際には少しでも窓口対応が遅れたりしても怒鳴られ、また24時間無給で開庁して償えとまで言われたことが非常に残念であったが、ただ国民の厳しい指摘があったからこそ、以前より組織としては格段に良くなってきたとは思います。 記録の保管方法が以前は紙媒体で、現在のようにPC管理でなかったことも多少は原因があったかと思うが、大半は事故防止・危機管理体制の甘さが原因であったと思います。今後は個人個人も当然ですが、組織としてきっちりと対応し、事故防止等に努めていかなければならないと思
11215	地方庁	その他(社会保険事務所)	1. 過去の国民年金記録について、ご照会されるされるお客様に対し、 その回答には困難な場合があります。 国民年金は、まず、手帳番号により個人を特定することから、各社会保険事務所で保管している国民年金払出簿をすべての社会保険事務所に閲覧(氏名索引)ができれば、年金手帳の取得の有無がある程度判明し、過去の記録に結びつくこと可能性もあると思われます。 2. 過去に一度不支給とされた事象について、何年か後に、当時の添付書類や記録が不明(保険料の納付年月日が未表示)となった場合でも、再請求して、申立て等で認められ、支給される場合があると思料されます。	1. について 各社会保険事務所に保管されているすべての国民年金払出簿をシステム化して、WMで閲覧(索引)可能の状態にできれば、個人の特定に結びつく記録につながるものと思料いたします。 2. について 一度不支給となった内容はすべて、基礎年金番号の個人記録に登録することが必要と思います。 また、その関連原義(資料も)は、すくなくとも10年以上は、保管することが必要と思料いたします。	現在、判明したような、国民年金及び厚生年金保険記録等が不整備であったともとは思っておりませんでした。 いわゆる基礎年番号の未登録の手帳番号問題が発生した頃です。	被保険者、受給権者の皆様に、ご自身の記録がどうのように管理されているのか、定期的にお知らせすることを、もっと早く取り組む必要があたものと思います。
11216	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	市町村との連携強化。OBの活用。	国民の視点にたち最優先して解決すべき問題と認識する。	取扱要領に基づき適正に業務を遂行している。
11217	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	社会保険庁で、管理している手番を、出来る限り正確に整えていくことが必要だと思います。その上で、特別便のようなお知らせを、送り続けることがよいのではないかと思います。	入社当時、適用課に配属されていました。窓口での対応時に、年金手帳を複数持つ保険者がいることを知ったとき、名前のない喪失ファイルを見たときに、今後問題として大きく取り上げられると思いました。	被保険者の住所を、管理していなかったことから発生した問題かと思います。 これを反省点として、雇用保険の給付記録のように、市区町村に協力を求め、雇用保険の給付記録のように、個人の住所の情報を定期的に提供していただくなどして、しっかりとした住所管理をしていくことが必要だと思いました。
11218	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	現在、年金記録照会の調査回答作成はもとより、年金記録調査後の事務処理、年金記録判明に伴う記録補正に時間を要している現状です。内部の事務処理については記録整備に特化した体制が必要と考えます。	制度発足以来の年金制度及び制度運営の長年の問題点が積み重なった問題と考えます。平成18年8月以降です。	窓口相談で感じたのは、お客様の年金制度についての認識は、制度発足以来、変わらない法律である。そのため、現在の年金制度がど照らし合わせて、矛盾する部分についての相談数多くみられました(昭和61年3月以前の期間でも厚生年金の扶養に入っていたから第三号被保険者であるはずだ等)。そのことも踏まえ、相談時に制度の変遷から説明を実施してきました。年金記録問題では、20歳前からの年金教育、制度の変遷等の周知が不足していことも、国民の皆様に混乱をまねいた一因であったと考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11219	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にないです。	年金記録問題に係る今後効果があると思う方策について 1まず、021－1画面において、カセットが開いていないデータについては、全て開くべきだと思います。 記録の調査支援を行いましたが、まだ、古い記録については、カセットオープンされていないものがあります。 2記録が見つからない事例で、銀行等の支店がありました。 銀行の場合、古い時期の女性は、ほとんど脱退手当金を受けていますので、個人の年金額に影響はありませんが、基礎年金番号につながらない記録を減らすということを考えるうえでは、これを確認していくことが大きな効果となると思います。 このため、まず、銀行関係記録についてすべてカセットオープンを行い、場合によっては、銀行の人事関係記録とつきあわせを行ってはいかがでしょうか。 3080画面については、概ね事業所記号順になっています。 東京などは、事業所の規模別に分けた上で、事業所記号順になっていることが多いです。 これらの一覧表を作成することで、記号が読みにくく、記号から検索が行いにくい検索が容易になると思います。 一覧を作る際、管轄変更のとき、名簿ごと異動した時期もあるので、その旨も記載すると良いと思います。 他県などで、戦時中の中島飛行機などの大規模事業所など、080検索が難しい事例がありました。このような検索が難しい事例についても、それぞれの情報を集約し、検索しやすいようにすると良いと思います。 戦争関係の会社などは、九州にあったのに、愛知県で名簿が見つかった例がありました。戦争末期に空襲の激しい愛知から移転したようです。 4全国版の事業所検索システムですが、一度検索した結果が多すぎるとき、その中から、もう一度絞り込み検索ができると良いと思います。 この点については、大切ですので、ぜひ、よろしくお願いします。 5記録の調査は、全国各地に支店がある会社の場合、1件にまるまる3日かかることもあります。生年月日も、入社年月も全く違っている記録を、1日かけて見つけたことがありました。あきらめ	19年頃だと思います。 最初は、記録はきちんとしているのに、何を言っているのかと思いました。 実際に調査支援に入って、過去の記録の状況を見て、だんだん問題を認識していきました。 その後は、考えるまもなく必死で対応していきたので、特に意見はありません。	とにかく、やれることを必死にやったと思います。 耐え切れず、仕事をやめてしまった人、精神的に参ってしまった人などもいましたが、皆、やれるだけのことをやってきたと思いますし、これからも油断せず努力していくべきだと思います。 記録問題が一段落ついて、新組織への移行が落ち着いた頃が、油断しやすいと思いますので、常に気をはって、2重チェックをして、ミスのないよう仕事をしていく必要があると思います。 反省点というわけではありませんが、次の2点がもっと何とかならなかったのかという点です。 マスコミがあおりすぎて、良い人との評判が高かった元次官の方が殺されてしまったことが、悔しくてなりません。もっと何とかならなかったのか、なぜ、あの頃、ニュースがあんなことになってしまったのかと思います。 また、職員の自殺も、防ぎたかったことでした。 だれしも弱い部分を持っています。1年近く、全く休日なしで、昼食をとれることもなく、遅くまで働くということは、やはり耐え切れない人もいると思います。 そのような人を切り捨てることなく、例えば管理職から責任のない一般職員に変える、、それでも無理なら、早く帰れるアルバイトに近い職に変える、などの方法を迅速にとるような、企業としてのキャパシティーが必要ではないかと思いました。
11220	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません	この問題を完全に解消するには、被保険者や受給者の問い合わせに対し、詳細な調査や、紙台帳とオンライン記録との突合せ等のような、大量な人員を必要とするような、地味な活動が求められると感じております。なお、現場に混乱が起きないように、事務所現場から離れた事務処理場所を確保して、分限退職者等を活用して、業務を行えば、事務所窓口ではお客様に丁寧で親切な対応に専念でると考えております。	基礎年金番号に統合されていない年金番号の存在については認識していたが、年金裁定請求時に統合したなら問題はないだろうと思っておりました。時期については不明です。	基礎年金番号に統合されてない手番が存在する原因は、膨大な年金記録を管理する体制の不足が原因と考えております。オンラインへの移行時や基礎番の導入時に充分な予算を与えられず、完璧な対応体制ができない状況のため今般の記録問題が発生したと思います。当時は現在と違い国民の年金に対する意識により、充分な予算の措置ができなかったのは、社会保険庁だけの責任とは感じません。今後は年金の国民生活にとって重要な支柱との認識を持って取り扱うため、管理の徹底を図るための人、予算の確保を図ることが重要と思います。
11221	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	相談対応、記録確認、支払い業務いずれも人数が不足しているので、もっと制度に精通した人員を多数確保したり、特に時効特例分の支払いなど、きちんとプログラムを開発するべきでは。	平成9年の基礎年金番号導入当時は記録の統合については年金請求までに整備できればよいといった方針であったと記憶している。	年金番号新規取得の際、記録や履歴の確認を徹底することや、基礎年金番号導入時、もっと積極的に大々的に広報したり、今のとく別便対応のように情報を開示して記録整備をすすめておくべきだったのではないか。
11222	本庁	その他(本庁)	特になし。	人員を増やす。再裁定システムの簡易化。	1、その場限りの仕事の仕方をしていたため、今そのツケが回ってきた。職員の意識の問題でもある。しかも組織全体としてこのような現象があったのではないかと思われる。 2、この問題を知ったのはマスコミで報道され始めてから。	1、被保険者、受給者に説明ができるよう正確に処理をする。そして組織全体でこのような意識を共有できるようコミュニケーションをとる。 2、反省点は上記(8)の1の回答と同様。
11223	地方庁	その他(社会保険事務局)			処理をしなければいけないことだとは思うが、一気に片付けることは不可能だと思う。 本人たちの記憶も曖昧なので本当に正しいのはどれなのか、判断しづらい問題だと思った。 存在を知ったのは記録問題が話題になった頃。	本人の説明を信じすぎず、疑いすぎず、当時の記録の特徴を知ったうえでの対応が必要と感じた。 反省点としては事業所、被保険者の制度についての認識不足と社会保険庁の周知があまり活発ではなかったこと。
11224	地方庁	社会保険事務所課長級以上			このような大きな問題とは思っていませんでした。 問題が存在することを知ったのは公になってからです。	国民の信頼回復を一日も早く取り戻すべく日々努力してまいりました。 二度とこのような問題を起こさないよう職員全員が襟をただし問題解決に向け取り組まなければならないと思います。 個人個人の仕事に対する意識に問題があったように思います。
11225	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	専門の職員の配置 週単位や月単位での処理件数を決める 件数をあげるのであれば、入力の簡略化・システム開発で対応する	再裁定処理で過去の期間追加を行う際に、裁定時に確認しなかったのかとは思っていた。	特別な対応はしていない。 どの届書も決まったスケジュールに沿って処理している。 再裁定処理の更なる効率化をすすめるべき。 事務所で受付してから1年以上経過しているものが多々あり、複雑なものは後回しになっている。専門の職員がいないのであれば、誰もができるようなマニュアル等が必要では。
11226	地方庁	社会保険事務所課長級以上		優先課題として取り組むことは必要ですが、出先機関における通常業務等の兼ね合いからも、人員配置等十分考慮していただきたい。	重要な問題。以前より年金手番状態のものが存在することは分かっていました。	1件でも多く基礎年金番号に統合することが重要と思い、窓口や電話対応時に確認を取るよう心がけていた。 一制度でいくつも番号を取ってしまう方を防げなかった事。 コンピューター化するときの問題意識の低さ。 基礎年金番号導入時の問題意識の低さ。 事業所、被保険者側にもいくつかの番号を持っているという意識の低さもあると思います。
11227	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	国民に充分広報するとともに、職員も誠心誠意解決に向け努力する。	本来年金手帳は、最初にとつた番号を転職したときや住所変更したとき、引き続き使うことになつており、5000万件も宙に浮いた番号があつことにおどろきました。国民に年金制度についての広報不足によるものと考えます。	年金制度は制度発足以来、度重なる制度改正により、大変複雑になつています。そのため国民にも大変わかりにくいものになています。国民の立場にたつた親切、丁寧、わかりやすい説明がもとめられていると思います。
11228	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	氏名、生年月日の誤りを防止するため、厚生年金保険被保険者資格取得届に戸籍事項の証明の添付を義務化する法改正を行う。	報道されるまでは、基礎年金番号に統合されていない年金手帳番号に係る年金記録は、受給権者が年金の請求を行う時点で整理されるものと考えていた。	反省点としては、厚生年金法施行規則に書かれている再就職時における重複手番の払い出し防止の徹底が薄かったのではないかと思う。
11229	地方庁	社会保険事務所課長級以上	国民年金について、夫婦2人分の保険料が納付困難な場合に一方だけでも納付しておいた方がよい指導していた事例が多く、片方が収めているのにもう片方が未納なのはおかしいという風潮で議論しているが、正確な情報ではない。		コンピュータ上のデータの氏名の読み等は、紙台帳からデータ作成時に正確な読みで反映できていない事例はあった。基礎年金番号の導入そのものも平成9年からであり年金請求時に氏名検索で確認・統合処理していたため、特に問題意識は持っていなかった。ただし、コンピュータのデータ化できていない記録が1600万件以上存在していたことは知らず、非常にショックをおぼえた。	対応として個人で可能な有効たる方策はなく、従前どおりきちんと相談時には相談者の加入記録を確認・検証している。
11230	地方庁	その他(社会保険事務所)	公表されている以外のことはなし	不明。できることなら、住民基本台帳データに基づいて全国民に対する調査をすれば…とも思うが、住民登録そのものが100%全幅の信頼をおけるものではなく居所不明者もいることから、どのようにすればよいのかわからない。	年金受給時に請求者が自分の加入記録をすべて思い出して記録整備できるのかどうか疑問であった。認識したのは平成3年の採用時から(厚年手番重複取消処理の段階で認識。	記録照会申出があれば、それに対して入念に調査するようにした。 反省点としては、裁定時に記録をすべてきれいにすればよいという考え方が第一と思う。また、旧台帳(カセット等)の不完全な整備状況も大きい。法的な問題としては、申請主義と、厚年資格取得者(＝入社した者)の虚偽氏名・虚偽生年月日等の申告を防止するための事業主責任を明確にしてこなかったこと。
11231	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	昔からある企業などから、古い従業員の名簿などを閲覧させてもらう。 (氏名・生年月日・入社日等)	機械登録から漏れている記録があるのは入庁当時より知っていた。 職歴は本人でなければわからない事柄であり、将来自分が受け取るべき年金の記録は自分で把握するべき事柄であると認識していた。 だが、基礎年金番号が付番されるまでは、本人住所の登録がないため調査にかなりの時間がかかることは早急に手立てを考えるべきだとは感じていた。	職員が23名しかいない事務所に運日400人前後の来訪があり、全てに対応できる状態ではなかった。 年金問題自体は数十年かかって蓄積された問題が一度に噴出した感があり、いろいろな問題を解決しないまま放置した結果だと思われる。 年金問題そのものよりも現場の状況を把握しないまま、特別便の発送時期や処理完結の期限を指定する業務計画に問題があるように感じる。 来訪していただいても、対応できないのでは来訪者は無駄足を踏むだけで、余計に不信感を生む結果となっている。 「電話」や「封書での回答」も同じく、3人しか職員が配置されていない課に電話が4本配置され、ダイヤルインの導入のため全員が電話にでても、まだ電話が鳴るような状態や「文書の回答が一年待っても来ない」など苦情を増やす結果にしかなっていない。
11232	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	検索システムの構築	年金制度を揺るがした問題。 全て手作業で行っていたため、過去の経験から多少の過ちはあるのは承知していた。	ここ数年事務所勤務はありませんが、休日の事務所支援及び東京での電話年金相談の支援。 長年、積み重ねられた結果であるため、古い記録の紙台帳がなくマイクロでの検索照合作業が一部困難である。また、その他の問題も一気に表面化している。これまでの組織のあり方が一番の問題。年金記録の問題解決においてはマンパワーが不足している。
11233	地方庁	その他(社会保険事務局)			平成2年に新規採用にて現在の適用課に配属になったときに、昔の適用のいいかげんさを知りました。社保だけが悪いのではなく、会社からの届出も氏名、生年月日を変えて提出してきているものも、多くあると思います。 年金請求の際に本人に記録を確認してもらっているときに、多々ありました。	あやふやな記録をどこまで確認できたら本人の記録として認めるかの判断が、全然統一できていなかったので困りました。その都度上司と相談し判断するため人が変われば対応が違っていました。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11234	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	記録の管理が、紙台帳管理からオンライン管理までの長い歳月を経ており、記録の突合が膨大な作業であることは事実である。もっと早い時期にこの問題について検証していればよかったと思う。今後の作業については、できる限り記録の突合をするべきであると思うが、昭和20年ごろ、また紙台帳管理のものについては、記録の整合性を取るのは困難ではないかと思い、最低保障等で救済していく方法の検討が必要ではないかと思う。 記録判明後から支払いまでの事務処理については、支払い時期等が問題になっており、早期のお支払いを要求されている。支払部においては、精一杯事務処理を行なっているところであるが、事務処理が複雑であり、また古い受給権発生時点からの受給者原簿の見直しは大時間のかかる困難な作業である。 人材育成については、研修できる体制をとるべきであり、現時点での業務量が膨大である上に、現在人手不足が慢性化している。事務処理の種別ごとに段階的な研修を行い、スキルを育成する必要がある。システム開発と平行して人材育成を強化しなければ、未処理問題は解決しないと思う。 支払部には現在経験者が多く投入されているが、経験者以外の人材も多く投入し育成すること	再裁定の処理があること事態、裁定請求時に記録の確認がきちんとされていないのだろうという思いはあったが、まさか現在のような大きな問題に発展するほど杜撰な記録管理であったとは思わなかった。	現在支払部のため、早期の支払いにむけて、日々の事務処理をこなしていくことが、問題の解決であると思っている。 過去の記録もさることながら、現在の記録の管理も正確に対応するべきであると思う。
11235	本庁	その他(本庁)	世間一般に知られている問題しか知りません。	社会保険職員はいつも国民ひとりひとりの大切な記録を管理しているという責任感をもって仕事をしなければいけないと思う。事業所も従業員の大事な記録の届出を行っているという意識を常にもつ必要があると思う。	マスコミの報道が過熱するまでほとんど知りませんでした。職員や事業主の責任感の不十分さが問題だと認識していました。	年金記録が本当に大切に扱われてこなかったこと、不正な記録改ざんという違反が長年見過ごされてしまったことが反省点と思います。私は法律にしたがった正しい仕事をしようと思うだけです。
11236	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		職員一人一人の職務意識の向上、業務処理の改善は勿論ですが、国民に対する年金記録の更なる周知を徹底することも必要であると考えます。一連の記録問題で年金に対する国民の関心はこれまでにないほど高まっていますが、ねんきん特別便への未回答件数などから察するに、まだ十分な関心を得られていないように思います。 市町村などと連携し、これまで以上に国民への協力を呼びかけていき、国民の関心を得ることで、現在も持ち主が判明しない未統合記録の特定作業を進めることができ、また、我々職員は国民の視線を受けながら良い緊張感を持って業務に取り組むことができるかと思います。	宙に浮いた未統合記録の件数はもっと少ないものだと思い込んでいたため、ここまで大きな問題であると認識していませんでした。記録問題の存在は平成16年頃に知りました。	当時は適用業務などの記録関連の直接の担当ではなかったため、これといった対応は行いませんでした。日々の業務に追われていたとはいえ、こういった意識が問題であったことは否めません。 現在はシステム開発課にて記録問題の関連業務に従事しておりますが、要件定義を企画調整部門任せにするのではなく、開発担当者からも積極的に意見出しを行っていくべきであったと考えております。
11237	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員一人一人が機構へ以降後も、変わらずに真摯に取り組むべきと考えます。	基礎年金番号ができたが、統合手続きをされていない方がいることは、適用課に配属されてしばらくしてから認識していました。	窓口等で判明した場合は、お客様に積極的に統合手続きをとるようすすめていました。 無関心な方にはなかなか関心を持ってもらえず、またお客様からは常々制度が複雑で分かりにくいとのお声を頂いており、もっと早い、学生のときから社会保険制度を学ぶ機会を積極的に設けるべきではないかと考えます。
11238	地方庁	その他(社会保険事務局)			基礎年金番号の導入以降、手番登録が進んでいないのではないかと思っていた。	疑重複調査等はきちんと対応しようと考えていました。 本庁へへ強く要望すべきだった。
11239	本庁	社会保険事務所課長級以上			マスコミ報道により詳細が分り認識しました。一部には職員が中心となり犯罪の可能性が高い問題とおもいますが、多くは制度運営上の問題だと思います。 NHKで第三者委員会の特集では、厚生年金の事故率が90%と報道がされており、このことが事実にそくしていると考えます。標準報酬の改召と報道がされていますが、5人未満の適用に始まり、保険料負担能力が無い事業所が適用され、保険料を滞納した場合は、納付が滞納処分の二者択一しか出来ないのが一番の原因だと思います。事業主などは差し押さえ物件が無い場合、高報酬で保険料滞納を継続した場合。保険料を支払わないで、高額な年金が受給できるのが今の制度であり、保険制度にはなじまないのではないかと思っています。国民年金についても、市町村と社会保険での管理であったはずなのに、市町村に廃業指示をだしたのが、大きな原因だと思います。やはり制度運営上の要素が一番の問題だと思います。今後は苫与の支払い届け未提出による記録問題が発生するのではないでしょうか。	現場職員として出来ることは、今まで、指示されたとおり仕事をしてきていますし、引き続き、住民サービスの徹底と、被保険者には誠意を持って対応し信頼回復につなげていきたいと思います。 しかし、一番大きな要素の制度、運営上の問題が改善がされていないと思いまし、方向性も示されていないのではないでしょうか。
11240	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	現在、新たな回復基準や救済方策が検討されているところであり、その検討結果を踏まえた対応策が、現時点における最善の方策ではないかと考えます。	個人の年金受給権や支給額に直結する問題であり、当たり前のことではありますが起きてはならない問題であると認識しています。 平成18年12月の予備的調査によって、年金記録問題の存在を知りました。	早急に実態解明を行うとともに、被害者救済を図ることが必要であると考え、業務上関係する内容については、適切かつ迅速に対応しようと考えました。
11241	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にない。	特にない。	昭和57年採用当時、審査班に在籍しており、その際に新規裁定と再裁定を経験しいるので、その頃より期間脱漏はあるものと認識していたが、裁定時の調査がしっかりしていれば、それほど無いものと考えていた。	厚年手番などは、本来一人一つであり、会社を退職した際に会社から年金手帳の返還を受けて、新たに就労する際に年金手帳をその会社に提出するも のと考えていたが、実際は年金手帳を紛失したり前歴を申告しないで新たに就労するなどして、年金手帳も新たに払い出され、結果として厚年手番が複数払い出されていた。 しかしながら、年金請求時には、職歴を請求者に記入してもらうことにより、資格記録と職歴に相違があれば、管轄の社保に照会をしたりして記録を整備して裁定をしており、記録漏れはあまりないものと考えていたが、実際は請求者の記憶の脱漏や厚年加入の認識不足などから、現在の様な大量の期間漏れが判明しており、当時の請求者頼りの裁定方法は、認識が甘かったと考える。 また、記録課在籍中に厚年記録の旧台(マイクロ)の照会が多かったため、旧台(マイクロ)がオープンされていないものを委託などで全て収録することを提案したが、費用対効果の関係で実現には至らなかった。
11242	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	丁寧な処理をしていくしかないと思っています。	記録が正しく登録されていないのは不平等になるけど、古い記録だと本人の記憶も曖昧で、整備するにはとても困難だと感じました。窓口で記録に不備があったときには偶然だて思っていたので、マスコミ等で公になるまではこのような問題であることは知りませんでした。	お客様の納得のいくまで調査し、本人の記録に結びつくよう努力しました。 年金はほとんどが老齢年金での請求になるので、早い段階での誤りに気づくことなく過ぎ去ってしまうので、定期便などで自分でも確認できるのは良いと思います。お客様目線での対応を続けることが必要だと思います。
11243	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			年金の決定・額の決定の基礎となる資格記録のことなので、被保険者の方に大変な心配や、ご迷惑をお掛けすることとなり、とても大変な問題であると認識していました。 平成18年の春頃、新聞報道等で知ったと思います。	現職場に配属になって、資格記録確認のため一人ひとりにお知らせを送付できるように対応している。 過去、資格記録の管理方法を数回にわたり見直し(変更)を行ってきているところであるが、その際の事務処理等の進め方・対応方法の検討が不十分だったのかなと思います。今後、法律改正等を含め事務処理等に変更が生ずる場合には、その対応方法について十分検討をしていく必要
11244	地方庁	その他(社会保険事務所)	すでに公表されていること以外はわかりません。	現在の資格照会の流れが、業務センターと事務所で二重になっていたりするので効率が悪く、お客様サービスには程遠いシステムになっている。 特別便などの回答はひとつのところにおいて受付から回答まで行うようにしたほうがよい。	業務上直接年金に携わっていなかったので、あまり大きい問題とはとらえていませんでした。 平成13年ぐらいからだと思います。	国民年金の業務に携わってからお客様と接するようになり、年金記録について 整備が必要であることがわかった。 現時点でできることとして適正な処理をしていくことやお客様にたいしては、丁寧な説明をこころがけるようにしました。 市区町村と社会保険事務所での納付記録の連携やお客様の住所変更にともない市区町村での記録の連携などがうまくいってなかったところなどが、反省ではないかと思います。
11245	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金手帳を提出をすべき時に出さなかったりして、複数の年金番号に記録が分かれてしまうケースについて、防止にはご本人の自覚と協力が欠かせませんが、それがない限り、これからも起こりうると思います。	今でも、基礎年金番号の提出や疑重複照会に応じないお客様は多く、結果的に不備が生じてしまいますが、この部分に関してはご本人の協力なしでは、すべてを防ぐことはできません。 例えば、納付記録の未収録と、手番重複や未統合は物事の質が違うものですが、内容にかかわらずすべて職員のミスが原因であるとして扱うのでは、正しい情報をお客様に伝えておらず、防げるものも防げなくなります。 過去については真摯に向き合うと共に、将来へ向けて、"ご本人がやるべきことの重要性"も、アピールが必要なのではないかと思います。 過去の記録整備については、OBの方々の力も重要と思います。	わかりません。 国会等で言われるようになってからです。	年金の裁定請求の折等、様々な機会に、手番未統合が疑われるお客様に徹底して働きかけ、手番統合が進められるよう努めました。 年金手帳を紛失する人が多く、厚生年金被保険者証等も、その重要さを認識できていないことが多いように感じるため、非常に重要な物であるとのアピールが足りなかったのかもしれないと思います。
11246	地方庁	その他(社会保険事務所)	そのような問題には当たっておりません。	記録照会に携わる専門の職員を配置して、集中的に作業を行わなければ解決できない昼だと考えます。 派遣やアルバイトではなく、正規職員の増員が必要です。	新聞報道で初めて知りました。	国民の方からの申し出は正しいものだとの認識を持って、対応しています。 統合されていない記録が必ずあるはずだという考えで照会するよう心がけています。 年金制度そのものについて、内部だけで抱え込みすぎたのではないでしょうか。 納付記録等を国民の方々に逐一お知らせをするなど、身近に感じ、関心を持ってもらえるような姿勢が足りなかったように思います。
11247	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	今、行っている方策を引き続き維持していくことが大事だと思います。	社会保険制度の根幹にかかわる大変な問題だと思いました。この問題についてはマスコミの報道で初めて知りました。	原因としてはいろんなことが考えられますが、今までどおり誠実に業務を遂行していこうと思いました。
11248	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	今後の届出については、正しく適切に処理を行っていき、過去のもれている記録については、お客様との接点をとらえて、細心の注意を払いつつ、記録のもれはないかどうかの確認をお願いし、また、調査を進め、一人ひとりの正しい記録を整備していくことが大切と考えます。	オンライン化の際、うまく台帳から反映されなかった記録があったために、もれといわれる記録がたくさんし生じていて、また、ご本人がすぐに思い出せなかったり、確認が不十分で、一部の記録がもれたまま年金を受けておられる方がいらっしゃることとして認識しています。 平成19年春ごろから、急速に期間照会の申し出が増えたと記憶しており、問題として挙げられるようになったのも、その頃と思います。	申し出に該当する記録はないのか、ご本人から出来るだけ情報を呼び起こし、検索の幅を増やしたり、事業所名索引をするなどして取り組んできました。 従前、特に厚生年金保険は住所の管理もなく、国民年金のように手帳ではなく、被保険者証という一枚のカードのようなものでした。一人の加入者が複数の年金番号を持つなど、ずっと使っていく番号という認識も薄かったのではないかと思われます。 国民の皆様に、もっと年金に対する関心を持っていただき、年金番号を大切にすることを理解を広めた上で、行政側としても正確に記録を通算出来るようなシステムがあったら良かったのではないかと思います。
11249	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録問題については、マスコミで報道されたことしか存じません		年金記録問題はあってはならない事だけに、記録の改ざんがなぜ行われたのか深刻な問題として受けとめました。 年金記録問題の存在を知ったのは、マスコミで取り上げ報じられるようになった平成19年頃だったと思います。	問題認識後、年金記録の取り扱いには細心の注意を払い、より慎重に対応するようになりました。 年金記録問題で反省すべき点は、お客様の年金生活を左右する大切な仕事をさせていただいている責任の重さと誇りを持って、より慎重に取り扱い、正確に管理するという意識の徹底が必
11250	地方庁	その他(社会保険事務局)		進捗状況を日々管理し、危機意識を共有しつつ、調査にひたすら励むこと。	OBも含め、全職員が一丸となって取り組まないといつまで経っても解決しない深刻な事態だと考えた。 未統合手番が5000万件も存在することを知ったのは、平成19年6月マスコミによる報道がなされてからである。	可能な限り調査等に時間を投入した。 反省点としては、休日に出勤し調査等を行った際、正直面倒くさいという意識が若干あり、危機意識が薄れていたことである。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11251	地方庁	その他(社会保険事務所)	パソコンにて管理することとなったときに、、性別、生年月日、氏名の振り仮名、事業所記号等、考えられない誤りで切り替えられており、記録を確認するには、多くの想像力を必要とする。紙で管理していた時代、事業所名についても、合併による変更、屋号による適用と複雑になっていた。	すべてのカセットを早急に開いて突合せができるようにすべきだと思います。 その当時を知っている方たちの協力を求めることも必要ではないかと思います。	社会保険庁に送っていた統合帳の記録が、すべて、窓口装置から照会できるものと考えていたものが、取り込まれていない記録があるとは、思っていなかった。この大きな年金記録問題が取り出されるようになってはじめて知った。	受給権があるか、ないかでなく、本人の記録かどうか、確認できたときに正しく記録を管理する。今後、制度改正が行われたときに記録がある方とない方で、違いが出る可能性があり、それを十分理解し、正しく管理する。
11252	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	淡々と処理をしていくこと。		・厚生年金と国民年金の番号を別々に与えたこと。 ・周知はしていたが、職業を変えるたびに厚生年金の番号を払い出していたこと。 ・偽名を使ったり、生年月日を偽ったりする国民のモラルも問題である。
11253	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			期間照会の業務には携わったことはなく、記録管理の手法、歴史に関する知識はほとんどなかった。 年金給付課に在籍(平成4年頃)し、年金相談等によりお客様と加入期間について確認していく中で、所持されている年金手帳の番号に未収録の記録があるといった相談を受けることは多々あった。	今だから言えることではあるが、記録の管理に対する認識が甘かった。 また、年金相談時の加入層の聞き取り及び調査の徹底を図っていればここまで膨大な数にはならなかったのではないか。
11254	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に有りません。	特に有りません。	直面する一日も早く解決しなければならない問題。	国民の皆様の立場に立った全力の取り組み。 年金制度を国民の大切な財産として守り拡充するために納入者、受給者様の視点が欠けていたのではないでしょうか。
11255	地方庁	社会保険事務所長		「ヒト、モノ、カネ」をかけて集中的に対応するという基本方針に大賛成です。 しかしながら、「モノ、カネ」だけでは、年金相談窓口はできず、スキルを持った人材の確保と育成がむずかしいのが現状であり、また、能力を持っているにもかかわらず、バッシングに堪えきれず、辞めていく職員が多く頭を悩めております。	受給者の皆様に対し、生活するための年金が信頼できないということに、大変申し訳なく思っております。 いつかは、誰かに引き継ぐといった緊張感の欠如が正確性を欠き、ひいては自分勝手なやり方をしてしまった結果が今回の一要因となっていると思っているおります。 認識不足といわれても仕方ありませんが、消えた年金と騒がれた時に意識しました。	１日でも早く、そして1人でも多く記録が回復できるよう、業務の進捗管理はもとより、職員育成に努力をしているつもりです。 長期にわたり保管しなければならないデータの取扱のむずかしさ、オンライン切替時における危機管理の欠如、一人に対し複数払いだした年金番号についての請求時に統合すればよいといった認識不足、年金法の複雑さ等が複合的に絡んでいると考えております。
11256	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。		初めて配属された部署で、「過去記録の整理」を担当したため、未統合記録の存在は認識していた。長い年金制度の歴史から見れば、未統合手番が多数存在することはやむを得ない部分があるが、手番の記録そのものに氏名なし などの不備が多く問題ではないかと思った。	もっと「過去記録の整理」事業を実施したH10～17年にかけてもっと広報を行うべきであったと思う。また、手番の不備記録について計画的に記録整備をすすめていくべきであったと思う。
11257	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にはないと思います	すべてのカセット記録を要求するのではなく、オープンにするべきであると思う。 また、記号化以前の記録についても、被保険者記録回答へ表記できるように改善をするべきである。	もともとカセット記録があることは、知っていたが年金請求時に本人からの履歴申立により期間照会業務をしていたので、問題とは思っていなかった。 また、記録を探していく中では、フリガナびよる検索しか出来ないため、最初からオンライン化をするときに、絶対に訊めないような、フリガナで入力されていることが、多いのは感じた。 それと、生年月日の相違や氏名の相違による届出も相当数あることもわかっていた。 ただ、それが問題というものだと知ったのは、マスコミによる報道から知った思う。	システムの成熟度が、まだ低いかと思う。 また、もともと届出時において、本人確認が出来ないシステムが、後の記録問題につながることは、すでに経験をしているはずなので、戸籍と住民票とのリンクは必要不可欠であると思う。
11258	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	親切・丁寧にお客様と真摯に向き合い粘り強く、納得していただけるようお付き合いしていくことが必要。 記録にはないが本当に納付してきた人も中には多数いると思いますので、怒声をあびようと、卑下されようと我慢強く辛抱しなければいけないと思います。組織に属している以上過去に年金不正をやってようがやっていまいがお客さまから見れば現在の扱いは仕方ないことだと考えます。遠回りですが地道にやっていくことが最終的には一番の近道になる可能性が高いと考えています。	ひどい問題と認識していた。 マスコミの報道によりはじめて知りました。	過去の業務のずさんな体制が浮き彫りになったが、反論・批判を受けたとしても、こちらにとって不都合なことでもしっかり丁寧にお客様に説明しようと思いました。 反省点として挙げられるのは、社会保険庁(本庁)・地方庁・各地方自治体の無責任さが目立ち結局損をしたのは国民や制度だと思います。国民が納付していても記録としてはない、制度として変遷があったとしても適用しない等、やはり人間の質が問題(もしくは社会体制あるいは公務員組織のみの風潮)であったと考えます。変遷のある制度である以上本来はその変化に対応できるだけのシステム・人・環境がなければならないが、土壌としてそういったものがなかった。だからこそ、現在の組織はある意味正しい方向に向かっているとも思います。以前よりも、かなり業務が精査されていると思いますし、他の公務員組織では考えられないほど丁寧な窓口での対応等もあります。反省点は刑業すればきりがないですが、今後真摯に業務に取り組んでいくことで
11259	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	現在進めている対策を継続していくしかない。人員を増やせばいいというものでもないので、国民の皆様のご理解が得られるのであれば3～5年程度の長期計画により解消していったほうが漏れなくできるのではないか。旧姓の確認が不十分のため未判明となっているものが相当数あると推測されるので、この分を本人に氏名履歴を回答いただく通知を出すなど対策すべきではないか。	通常業務のなかで、年金番号が複数存在するのは認識していましたが、個人、各社会保険事務所単位で解決できないものでしたので、特にそのことを記録問題としてはとしては意識していませんでした。ただし、お客様が来所され重複した番号があると思われるケースは即時処理を心がけ実施していました。記録問題として知ったのは、平成19年の報道以降です。	お客様の立場に立って誠心誠意対応しようとしました。 【反省点】この問題は各社会保険事務所、各事務局が独自に解決できるものではない、本庁がもっと以前から対応を検討すべきだった、遅くとも平成9年1月1日の基礎年金番号導入時以降に何らかの対応をすべきだったと思います。
11260	本庁	その他(本庁)	特になし	特になし	帳票で管理していた時の古い年金記録で、帳簿の誤字、紛失等が原因であると思っていた。年金を請求するときに請求者(本人)が資格記録の確認・承諾もしていると思っていたので、既に年金をもらっている年金受給者が年金記録問題の対象にあがっていることに疑問をもっていた。 データベース化された人の中にも対象者がいることに驚いた。 資格記録を古い帳票で管理していたのは以前から知っていたが、年金記録問題が存在することを知ったのは、ニュース等で報道されてから。	年金記録問題の事実を冷静に把握し、電話応対の際に丁寧に対応した。 銀行等、お金を直接扱う職業ではは、資格記録という数字だけの管理だったため、認識が甘かったと思う。職員の心構えが甘かったと思う。
11261	地方庁	その他(社会保険事務局)	私が今まで経験してきた業務のなかでは、世間一般に知られている問題以外のことは存じ上げません。	保管している統台帳等の記録を全て正しくオンラインシステムに反映させるように努めることと考えます。	私が採用されたのは基礎年金番号が導入された後なので、年金記録問題について認識するようになったのは、マスコミ報道で大きく取り上げられるようになってからでした。	当時の技術的な制約はあったと思いますが、オンラインシステム導入時、予算を十分にかけてより正確に統台帳記録の入力作業が行われていれば、もっと混乱も少なく年金記録調査業務が早くできたと思われます。
11262	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ございません。	お客様の立場に立って丁寧に記録の確認を進め、未統合の記録を早急に解消することが大切だと思います。 年金記録対応の専門部署を立ち上げて効率的に記録問題に取り組むことが必要と思います。	お客さまの大事な年金記録を管理している立場としてはあってはならないことで、組織の一員として申し訳ないと思います。 国会等で問題が取り上げられた時に知りました。	一日も早く、問題が解決できるよう職員一丸となって記録問題解決に向けて対応しております。 反省点としては、これまで各個人の記録(加入期間、納付月数、標準報酬等)を定期的にお知らせできる仕組みでなかったことが、未統合の年金記録等を発生させる原因だったと考えます。
11263	地方庁	その他(社会保険事務所)		自分にやれることに、積一杯取り組む。	年金の請求前までに記録整備をするものと思っていた。基礎番に登録されていない手番が存在することは、採用されてまもなく知った。	もっと早くに取り組むべき問題であったと思う。
11264	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録がもれていることによる社会保険行政に対する信用の崩壊。 年金記録がもれている方が存在するのでは無いかという認識は、期間調査業務の内容を知った頃(十数年前)に、ありました。 本人の申し立てによる調査は、本人が忘れてしまっている記録は、もれてしまう可能性があると感じました。	「社会保険行政に対する信用の崩壊」に対応するには、ひとりひとりのお客様に丁寧に、迅速に対応していくしか無く、今後もそうしなければならない。ただし、現実は、時間的にも量的にも限界を超え対応しきれなかった点が反省点です。
11265	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	世間一般に知られているもの以外で知っている問題はありません。	世間一般に知られているもの以外で知っている問題がないため、(6)に関する問題についての解決策は、特段ありません。	年金記録については、大抵の場合、給付を受ける際に問題が判明することになると思われる。そのため、給付を受けるまでの間は、問題が判明しにくく、職員だけではなく、国民も年金記録に対する意識が薄かったために起きた問題ではないかと思います。 問題の存在を知ったのは、国会で指摘されマスコミ報道されるようになったころです。	問題を踏まえ、当然のことではあるが日々の業務を正確に行い、間違い等があった場合には、先送りせず、その場で修正していくようにしなければならないと思います。
11266	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	特になし。	現在の方法では、制度の仕組み上100%の解明は不可能と思料する。 年金記録に対して不満を持っている方全員に、個別対応の調査を行い回答するなどの方法が良いと思う。	年金記録については、 ①管理する被保険者数が多く、記録数が膨大 ②一個人の記録を当該者の一生にわたって管理 が必要であり、これらを紙媒体による管理・手作業処理の時代を経て完全適正管理することは不可能なことであると認識。 経験則からも、過去において社会保険事務所から進達された記録を統合処理する度に出力される事故リストにおいて、修正不能の記録が存在していたと記憶。 問題の所在を知ったのは、昭和57年頃。	当時は、記録統合事故リストにより、粛々と記録補正(社会保険事務所において)を行うことで対応。 不明記録については、被保険者本人に確認する以外に方法のないものもあり、既退職者等には接触方法もなく、また、その体制もなかった。 最後の方法として、当該被保険者とは年金裁定請求時には接触できることからその時点で、詳しく調査をするしかないことに整理するしかなかった。 仮に、今回のよう大問題に発展することを考え対策を講じようとしても、事前では予算的制約があり実現性は皆無であったと思料する。 反省点としては、被保険者数が増加してきたときに記録管理方法(記録不要の年金制度も含む。)を見直すべきであった。
11267	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	受給者対応と支払いまでの期間の圧縮の為に人員の増員と研修の徹底	社保、市区町村、事業所、被保険者各位全体の怠慢と制度理解不足による問題 マスコミ報道により知りました	事務方への事務マニュアルの徹底及び事業所、被保険者への制度啓蒙 関係各位の勉強不足及び怠慢
11268	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし	現在の仕事を一生懸命やるしかないと思っています。	記録問題が報道等でとりあげられるまで知りませんでした。	職員の意識の低さが問題だったと思います。
11269	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	5000件の記録も含め、すべての記録を解明する方策としては、今現在行っている方法以外には良い方策が思い浮かばないので、今の方策を粛々と行っていくことが重要だと思います。 ただし、「記録が見つからないで不安に過ごしている」方の、その不安を和らげることも、この問題の解決には欠かせないと思っています。 例えば、「年金定期便」の回答を提出しても、すぐに記録がみつからない方に対しては、中間報告にあたるような、お知らせを送ってみたら良いのではないかと思います。	新聞で報道された頃と同時期に、このような問題があることを知りました。 本来、記録が間違っているということは有り得ないことですから、事実を知ったときはショックでしたが、国民の皆様の感情を考えると、お叱りを頂いても仕様がないと思いますし、解決しなくてはならないものだと思います。	お客様の年金の記録を探すことに勤めることは、当然の話と思いますが、同時に、過去の記録がみつからない為に「年金がもらえない、金額が減ってしまう」というお客様の不安を和らげるために社会保険庁が年金問題に取り組んでいる内容をしっかり説明すべきと思いました。 この問題については、やはり、「国民の皆様の老後に関する大事な記録を扱っている」という認識が任倒的にかけていたことが反省すべき点だと思います。 そして、この問題で一番の被害者は国民の皆様であるということをよく認識していれば、もっと早く対応できたのではないかと思います。
11270	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません	地道であるが、1件1件確実に解決するべきだと思う。そのためには、文書でのやりとりだけでなく、直接もしくは電話で本人と接触して細かい聞き取りなどを行う必要もある	国民一人一人の生活に直結しているので、早急に解決すべき問題。この組織に入ってすぐ。	被保険者、受給者に迷惑がかからないように1件1件を確実につぶすよう心がけた。当時の職員の意識がかなり甘かったのが1番の問題だと思う。
11271	地方庁	その他(社会保険事務所)	マスコミ等で報道される以上のことは知っておりません。	主管課のみならず、社会保険庁の職員全員が、自身の問題として認識し、一件ずつでも解決していくことが必要と考えます。	基礎年金番号制度の導入以降、未登録の記号番号が存在することは認識していました。ただし、最初の頃は組織的な問題としては自覚しておりませんでした。重要な社会問題であると認識するようになったのは、マスコミ等による報道で大きく取り上げられるようになってからでした。	厚生年金や国民年金の適用主管課のみならず、みずからの問題と自覚することで、少しずつでもいわゆる「浮いた年金」を解消するよう、調査に努めました。 現時点で振り返ると、自分も含めて職員ひとりひとりが危機意識を抱く時期が遅すぎたように思

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11272	地方庁	社会保険事務所長			神奈川県では、事政リストなどもやっておりましたので、このようなWMに登載されない記録が多数あるということは、事務所の人間は認識しておりません。 新聞報道で知りました。	職員の配置にしても、庶務課、徴収課は優秀な出世コースという位置ずけであり、年金関係はそれなりの方の配置がされていたと思います。年金を重要視していなかったと思います。
11273	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	対応できる十分なマンパワーが必要と思います。	オンライン以前の統合帳で管理していたときは、現在のようにオンラインで氏名検索をするように、簡単に本人確認を行うことができず、別番号の本人記録を把握しずらかったため、いわゆる宙に浮いた年金記録が大量に発生したと思います。そのような問題を知った時期は、詳しくおぼえておりませんが、昭和の時代に本人記録が一つの番号に統合されていない人がかなりいると	年金裁定請求書を審査する際、本人にオンライン記録以外に勤務した記憶がある事業所を記載してもらい、マイクロ等から何とか特定しようと努力しました。 反省点としては、年金問題で騒がれる以前から、もっと早く基礎年金番号に統合されていない記録を洗い出し、本人の可能性が高い被保険者、受給者へアクションを起こすべきだったと思いま
11274	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金手帳番号が払出しされているにもかかわらず、未だWMに収録されていない記録があるということです。(カセット解除されていない記録)	090－1にてカセット解除されていない手帳番号が誰のものだか判断できるようになりましたが、とりあえずカセット解除されていない手帳番号について基本記録(氏名・性別・生年月日)だけでも収録しておいたほうがいいと思います。できることならば基本記録だけでなく事業所名(事業所整理記号だと現在使用されている事業所名が出力されてしまう可能性があるため備考欄のようなものに事業所名や郡市区まで収録していただきたい。)そうすれば090－1も完璧ではないと思いますので検索の時間短縮につながると思います。	自分は期間調査の担当をしていたこともあり、期間調査の疑しさや検索に時間がかかることがわかっていましたので、窓口に来るお客様の多さに受付した書類が滞留してしまうことが予想できたので、お客様の記録がその場で判明した場合は統合、そして国年・厚年の期間重複があった時はその補正までの処理をして096－1にて回答し正しい記録になったことを確認してもらいました。つまり統合にしてもその場で完結できるものはお客様が来ているうちに処理を済ませるようにしていました。	記録問題が滞留してしまった理由は幾つかあると思いますが、やはりこの問題を担当の係だけが担う問題とせず各係員が事務所の問題として対応すべきだったと思います。つまりもっと事務局または事務所内でどのように解決していくかの話し合いをするということが足りなかったと思います。 また年金特別便については共済組合期間に手を出したこと、船員保険については船舶名だけでなく船舶所有者名の両方を記載して提出することの説明不足などがあると思います。
11275	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	年金記録の解明作業及び納付記録解明については、現在の業務の中2年間で解決することは不可能であります。2年間という短期で解決するのは平常業務を中断して戸別訪問などにより徹底的に行う必要があると思います。 現行においては平常業務にいても相当の要求があり、記録問題優先の対応が出来る人員が限られてしまいます。 記録問題を優先的に行うのであればある程度の人員は記録問題にシフトさせ、訪問等を徹底することが重要であると思います。	年金記録問題は当初、年金手帳を複数交付されている者の未統合番号であると認識しておりましたが、その後さまざまな記録管理体制がとりざたされたことにより年金給付を行うため早急な対応が必要であると思いました。 複数の年金番号交付については、以前より認識しておりましたが、相談等で対応するしか方法がありませんでした。 年金記録のオンライン未登録番号等については報道により知ることとなりました。	相談者も高齢者が多いこと。また、長時間窓口でお待ちいただいているため、丁寧な説明により年金制度を理解していただけるような対応を心がけていました。 過去の制度上の問題も含め、制度が複雑すぎるため、わかりやすいように変更する必要はあると思います。 また、被保険者が自身の年金記録を定期的に確認できなかったことは問題であると思います。
11276	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	古い名簿は目で見ないと判読できないことから、最終的には名簿を見慣れた職員が確認する必要があると思います。	膨大なデータ管理を長年行うことは困難であるが、途中での点検がなされていなかったことが、最大の原因であると思いました。	自分のできる限りの記録問題への取組を行ったつもりです。 ただし、現在においても事業所や被保険者の届けや手続きに対する意識が薄いことが非常に残念に思うことが実務上あります。 期限時間を過ぎたことをおわびします。
11277	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません	一定のメドがついてきていると思いますが、無年金の方などひとつひとつきめ細かい対応をとらねばならないと思います。	着任したとき(20年7月)は、年金記録問題が大きくとりあげられたあとでした。記録問題自体は報道で知りました。	総務系ですので、直接の対応はありませんでした。思うことは、「言ってもらわないとわからない」という意識がまだ全体に強いように思います。当然、加入者自身に記録を確認していただき、問題があれば言っていただくというスキームも重要ですが、年金制度は非常に難しく、言うというところまでたどりつかない場合が相当多いのではないかと思います。私たちは日々業務で扱っていますから、当然だと思うようなことでも、一般の方からすれば、考え付かないようなこともあると思います。それを、何かあれば言ってもらわないとわからないとするのでは、これからも、泣き寝入りする方がでてこられるような気がします。 また、本庁におりますが、Ⅰ種職員とⅡ種職員の間がとてもあるように思いました。私はⅠ種職員ですが、幹部の会議でⅡ種職員が誰もいないこともあり、その中で社会保険庁の今後の方針が話し合われているとすれば よくないと感じていました。
11278	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特別便、定期便の送付をしているので、今までの記録関係についてはそれで手番を統合。大きな成果は無いかもしれませんが、地道にやることだと思います。これだけ年金問題で騒がれていても、基番を2本以上持っている人もまだまだいるので、生まれたときに付番されるような社会保障番号を使用するのがいいのではないかと思います。今回の記録問題を期限を決めて解決するのは難しいと思います。	平成9年に基番が始まったとき、とても良いと思いましたが、手続きしない人が多く最終的に年金請求時に判明すれば仕方ないと思っていた部分がありました。ただそれは、その時点で良いということではありません。本人から連絡があり、統合の用紙を送付しても提出されない場合も多く、戸別訪問時に手番の確認をし、サインもらえれば、提出できますといってもその場で預かれることは少なく、結局のところそれ以上の進展にはならない。手番はそのまま残る。その繰り返しです。こちらががんばっても、そうした経過で終わってしまっていたのです。 オープンになっていない記録があるのは、特別便の仕事をすようになって、初めて知りました。厚年手番など、住所等の管理がないので、本人が申し出なければ特定できない。こんな記録がそのうちこんな問題になるとの認識は低かったと思います。基番になってからは、かなり少なくなるだろうと思ってましたので。	私は、地道に戸別訪問時に統合の書類を預かる。電話等があった場合、又は電話をかける機会にしつこく確認し、手番があるならば書類の提出を指導するというのをしてきました。 それが、全て提出されたとは思えませんが。特別便の回答が遅いとのことで、期限を決められての回答では、調査不十分もありえるのではないでしょうか。 本当に解決するのは、難しいでしょうが、時間はかかると思います。 マスコミが、消えた年金報道したときに消えてはいないと、もっとアピールすべきだった。全員に特別便を出すと言っても、あんな短期間に送付したこと、平成9年の基番通知送付後に、追跡確認等しなかった。庁と地方の連携の悪さ、 など反省点は多々あると思います。
11279	地方庁	社会保険事務所課長級以上	厚生年金について ①主として女性。企業の求人募集の年齢制限の問題で、実際の年齢とは異なった生年月日を履歴書に記載したため、この情報を基に届出が行われ、年金記録が別人となってしまう事例。 ②偽名による届出。 ③主に男性。新たに就職する会社に提出の履歴書に職歴を記入していない会社があり、そのことをその会社に知られたくないため、どうしたらいいのかを社保に電話相談して来たケースが幾度かあり。 対応としては、本人の立場にたって、『厚生年金に入ったことがないといえば、新規に手帳が作成され、そのことは知られませんよ。』と回答したことがある。 退社が円満なケースばかりではなく、本人から泣きつかれれば、やむを得なかったと思う。 こうしたことも、いわゆる『宙に浮いた年金』を構成する原因のひとつであったと思われる。 もちろん、基礎年金番号制実施(平成9年)以前の手番の時代だからこそ出来た話。それ以降は	信頼回復のため、一日も早く、時間と人を手配し、完全に近いものにしていく必要があると考える。	厚生年金で言えば、事業所の名称の登録が無いものや、氏名の欠落、生年月日相違等、本人と結び付けられないものはどうなるんだろうかと漠然と思っていた部分が正直ある。 本人(もしくは、事業所)が、被保険者証(年金手帳)をしっかり管理していたらなぁと思うことがよくあった。 また、我々の入力ミスの部分等は、本来あってはならないことで、国民に対して申し開きが出来ないゆゆしき問題ととらえていた。 この問題を知ったのは、入職後間もなく。	未統合(氏名抜け、喪失年月日漏れ等の不備記録を含め)の記録は、なんとかならないのか、疑問には思っていたが、このことは、全国的な問題と認識していたので、システム改善が必要で、費用もかかり、その予算がどうなのかで、自分個人では何も出来ないと思っていた。 反省点としては、基礎年金番号制実施以前は、厚生年金保険に住所の収録が無かったこと。また、国民年金についても、切替非対象の喪失者には、これまた住所が入っていない等。このことが、未統合の最たる原因ではないかと思う。 それと、被保険者証(年金手帳)が大事なものであることを、国民、事業所にPRしてこなかったことも原因。 また、『統合帳とオンライン記録の不一致』、『市町村保有記録と社保記録の不一致』や『不適正な標準報酬記録の訂正』等は、しっかりとした確認体制が構築されていなかった証と思われる。
11280	地方庁	社会保険事務所課長級以上	データの照合を精緻化することでは、記録問題は解決しないということについては、野村修也さんや、三木雄信さんらが、新聞や雑誌等で発言されていますが、私もそう考えます。 私は、オンライン切替前の、(大阪の場合ですから)事業所名簿を手作業で記載処理した経験のある最後の世代です。アルバイトを使った手作業もおおく、中間進達とかで、記録の目視の確認だけとかで、そもそも間違いが一定割合生じるものだとの認識でした。処理結果の複数チェックなども厳密ではなく、算定基礎後の保険料を合わせるのは大変でした。また、当時、リスト補正の書類が割り当てられたのも覚えています。このリストは、非常にわかりづらいものもあり、実際これで大丈夫かなと思う記録のつなげ方をしたりとかして、決裁なんかもなく、その処理精度は十分ではなかったと思います。 それから、私は事業所総合調査の業務経験がありますが、当然自己反省が先ですが、事業所の間違いということも多々ありました。調査官は、人数的にも、すべてを調査できるには到底及ばない実態でした。これも、記録問題になるといわれれば、目も当てられないでしょう。 また、当時の年金給付のことは経験していませんが、事業所符号が収録されていない受給者の記録がずいぶんあるものだなあと思ってきました。カセットとか、「整備」とか表示されているものもそうです。これらは、いろんな諸事情で、そのように入力されたのでしょうが、いまさら検証はできないものと思います。	記録問題の実態を正直に申し上げて、謝罪すること、これしかないと思います。 時間は元に戻せません。記録の精緻化を求めれば求めるほど袋小路に入る可能性があり、現に、減額の問題をはじめ、解決しがたい矛盾を増やすことになるでしょう。したがって、私は、大臣の方針には賛成しかねるものです。 記録問題の実態を申し上げるというのは、統計学や、リスク管理学などの知見を用いて、これまで蓄積されてきた誤りの発生率を計算し公表することです。根拠があるわけではありませんが、厚生年金保険料徴収率ぐらいの精度での仕事はしてきたのではないでしょうか。これを公表して、時代の制約や、もちろん、不作為、隠蔽などは当然のこと、ひっくるめて、しかるべき立場にある人がお詫びすることだと思います。 私はこの間、何千回「すみません」を申し上げたことでしょう。しかし、記録の精緻化では、文字通り、私たちがいくら謝っても「済まない」と思うのです。大きな声のお詫びがいると思うのです。 記録問題で、社会保険に詰めかけたほとんどは年配の方々です。どうしてお年寄りが、若い職員に詰めより、声を上げるのか。その姿を、失礼ですが、浅ましいと思ったことすらありました。しかし、怒るのは、ほかにも理由があると思うのです。後期高齢保険のこと、年金からのいろいろな天引き。厚生労働省の施策がお年寄りいじめだととらえられたから、記録問題でも怒りが向いたのではありません。本来、お年寄りは、温厚で、次世代のことを考えれば、きちんと謝罪すれば許してくれるはずだと思うのは、甘い考えでしょうか。	(6)でも述べましたが、カセットなんかは、どうしてオンラインに反映しないのかずっと不思議でした。これも、後付でいえば、記録問題だったということになるでしょう。しかし、埼玉の倉庫に古い台帳がしまってあって、社会民主党の保坂さんとかが見せろというまで、マル秘にしていたことなどは職員ながら仰天しました。 現大臣らが中心となって記録問題がとりざたされだし、社会保険庁として取組を始めた平成18年に、私は、調査課長をしていました。当時のスタンスは、苦情窓口は設けるが、証拠がなければ悔ってもらうよう説得するしかない、非常に間口の狭い対応で、叩けばホコリになり苦慮しました。結構大きな企業の幹士からそうであれば、別の(政治家に相談する)方法で訴えると何回か言われました。そのときに、これは、行くところまで行くのかという予感がしました。上に物申しても、柔軟な対応はできないとのことでした。 そして、19年の爆発になりました。守旧的な対応、情報の小出し、あとづけの対策、これらは、火に油を注いだと思います。 ここにおいても、謝罪の仕方に失敗した、対策の取りかたに、大胆な政治判断がなく、責任の押し付け合いと取り繕いに終始してしまった失政である、との認識で記録問題の対応に従事してきました。	質問の主旨からは外れますが、最後に今後の課題と考えることを申し上げます。 年金記録問題で、国民のみなさんの年金に対する関心は、いい意味でも悪い意味でも非常に高まったのは事実です。しかし、(7)に書いたように、盛り上がっているのは、年配の世代の方が中心です。同じことを言いますが、この世代の方々には、幾重にも丁寧にお詫びをし、許しを乞うとです。そして、記録問題という、未曾有のピンチを、チャンスに変えるには、この関心の高まりに、若い世代を巻き込むことが不可欠だと考えます。21世紀の年金の持続可能性ということを考えたとき、現役世代の関心が、社会的連帯を志向するように世論形成をしてゆかなければならないと考えます。だから、『ミスター年金』の大臣には、過去の始末とともに、若い世代に向けたメッセージを、この関心が高まっているときにこそ打ち出して欲しい。 その点で残念なことは、私は、年金機構にいくのですが、私たちの仕事が、行政としての主体性を持った立場から、委託業務会社の仕事になってしまうことです。年金制度を育てていくという行政の使命を自らのミッションと考えてこれまでやってまいりましたが、そういうことは、機構のミッションにはないような気がしています。それは、年金制度に対する行政の関与を減じ、ちょうど、国民年金事務を市区町村から切り離し納付率が下がったときのようなことを、再び起こすことにならないのかと懸念するものです。
11281	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	[redacted]記録を基に年金を裁定していました。 過去の記録は、不備が多く、その頃、資格記録と給付記録が相違しているものが多く、判断に迷うことも多々ありました。 また、不明な記録は紙台帳がマイクロ化されてはいましたが、記録が見えなかったり、読めないものなど判断に迷うものもありました。	・各事業所に記録整備の徹底義務を設け、情報の共有化を図る。 ・人員と予算の確保	・年金額の基本中の基本なので、記録を改ざんしたりは決して許されないこととだ思いました。 ・平成17年頃から知りました。	・この記録問題は、過去に何度かシステムの開発があったが、予算がつかなかったことに問題があると思う。
11282	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	期限を決めて体制を整え、集中して確認作業をおこなう。	平成19年に記録問題が問われるようになって。	年金の請求時点で請求者に加入記録を確認するという請求者に責任を負わせるやり方を、システムの進化に合わせて保険者が責任を持って管理する体制に切り替える必要があったと思いま
11283	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	いま段階で未完了の分については、年金記録に精通した者(OB・元期間照会担当の非常勤職員含む)を大量投入し専門の部署をつくり、できれば通常業務を行う者と分ける。二足のわらじ状態は避けたほうがよい。 また、いまの記録管理のしかたを将来にわたって続けるべきではない。 将来的には「年金手帳」方式を廃止すべき。 個人の年金情報を管理するものとして、免許証やパスポート等と同等レベルの身分証明になるぐらいが望ましい。 例えば、市区町村と連携して生まれた時から「住民カード」のようなものが交付され、そこに健康保険や住民登録等の情報とあわせて管理する。あらゆる手続の際、それがないとできないぐらいのものがちょうどよいと思う。	記録問題がおこる前は、たとえ年金手帳を一人で複数持っていたり、紛失していても最終的には裁定請求時に職歴確認を本人が行うので大きな問題ではないと思っていた。 しかし、問題がおこってから記録管理する側の責任が重大であることの認識をし、自分自身の認識が甘かったと実感している。	年金行政を担う一員として、最後先でこの業務に取り組んできた。 また、反省点としては(8)で挙げたとおり、職員一人ひとりの認識が甘かったことと、(7)で挙げたとおり仕組みの問題もあると思う。
11284	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	時間的な余裕が全く無く、早急に解明しなければならない問題であることは分かりますが、もう少し時間をかけて取り組むべきかと思います。 特別便の整理ができていないうちに定期便を出してしまったことは、現場は大変厳しい状況になってしまったと思います。聞を1年間あけて発送しても良かったのではないでしょうか。	確かに今考えてみると不適切な取扱をしていた時期もあったかと思います。 特に基礎年金番号の制度が始まる以前は、次々に新しい番号を払い出すなど、年金受給が始まる前までに統合してもらえばいいという考え方がありました。 しかし、それもその時代時代においては、正しいあるいは仕方ないと思ってやっていたことで、今の時代で考えると適切ではなかったと思えることが多々あります。例えば紙の台帳をPCへ入力する段階での誤り等もそうではないでしょうか。ただ、全国の事務所から進達されていたものが、処理されず業務センターの廊下に山積みされていたとは、まったくしりませんでした。 そのような事実を知ったのは全国的に報道されはじめた頃です。	国民の皆様一人一人が納得していただくまで説明をするしかないと思います。しかし、この問題は年金制度が複雑になりすぎてしまい、その制度の歪みとして出てきてしまったという部分もあるのではないでしょうか。 私たち社会保険事務所の現場の職員は、庁⇒事務局⇒事務所とおりてきた業務処理の方法に沿って仕事をやることしかない訳で、それが間違っていると誰もが分かっていればこのような問題は起こらなかったのではないでしょうか。正しいと思って処理をすすめていたことが10年20年たって、あのやり方は間違っていたと指摘されることは大変なショックです。それは制度が間違っていたということではないでしょうか。 そのような問題と遡及月変や遡及喪失を同じ問題として報道されることについては、大変悔しく思います。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11285	本庁	その他(本庁)		個別の解明を続けるのが大事ですが、現状を鑑みて、一定の条件で終了にする(分配する)等、終わりを見据えた大枠の処置が必要なのではないかと思われます。	世間で騒がれはじめてから知りました。 住所や氏名の整合性が取れない等、あり得る話で、防ぎきれるものではないと思えましたが、ここまで多くの記録が結びついていないことについては、大変な不備であると感じられました。回復、解決が非常に困難な問題であると認識しています。	
11286	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	なし	重要な問題として認識しています。年金記録問題が発生してから。	私は、総務業務に従事していたため、内容をよく理解していなかったため、組織の支持どおりに対応した。
11287	地方庁	社会保険事務所課長級以上	昭和50年代以前に裁定された厚生年金記録について、社会保険業務センターの入力した被保険者記録のうち、同日において喪失、取得した記録が省略されている。このため、最後が第四種であっても、強制被保険者記録かどうか判別できないものがある。 その結果、古い年金記録が見つかっても、四種期間かどうかわからず、四種をけずり、還付するということができない。また、第四種になっているのに、基金加入被保険者のままの記録になっているものや、喪失時と取得時の標準報酬月額が異なるものがある。 事象を発見したとき(本年10月ごろ)は、次長、所長に報告、担当課長を通じて事務局に報告してもらった。その後の顛末は聞かされていない。 企業の合併月に資格喪失する被保険者について、存続法人、非存続法人の従業員間でおこる不合理。 A銀行とB銀行が合併し、AB銀行となり、存続法人がA銀行となる場合、B銀行の被保険者はB銀行を資格喪失し、AB銀行で資格取得する。一方、A銀行の従業員はA銀行の名称が変更されるだけでそのままである。このため、同じ合併した月に資格喪失しても、A銀行の被保険者はその月は被保険者期間とならない、B銀行の被保険者は同月特喪のため、被保険者期間となるという制度上の不合理が生じる。	台帳記録を画像化して突合するなら、第四種被保険者を優先するべき。 合併の場合の処理方法を改善するべき。	記録収録の不備から来る諸問題。 1．旧台帳をオンライン収録しなかったことに伴う、名寄せからの検索不可(職歴からのアプローチしかできなかったこと) 2．業務センター(その前身)が記録収録する際、事業所記号、番号をオール0入力したことにともなう、職歴の不判明(特別便に厚生年金保険と記載されるもの) 3．年金裁定時における職歴照会の不備。期間を判明させてから裁定入力をするため、期間照会をして、年金の支払いが遅延することに対する受給者、社会保険事務所側の嫌悪感。 戦中、戦後を通じて日本社会の悪い面の縮図が固まった問題。 1・実務上の簡略化を図るために安易に先行して実施されていた健康保険制度に抱き合わせたことからおこる諸問題。女子挺身隊として動員するために女子に適用拡大したのはいいが、本籍地や前住所を記録させていない。動員をかけた役場にも動員先の企業名を残していないことから生じる期間照会の困難さ。 2．事業主・従業員の関心のなさ。年金手帳を就職したら提出する。一人ひとつの番号しかつかないということの認識不足から来る、基礎年金番号(手帳番号)の重複払い出し。。 3．架空会社設立による健康保険証詐欺、前歴を隠すための偽名使用、年齢詐称による宙に浮いた記録の大量発生。 平成4年ごろ	記録収録の不備からくる問題は、すでに言われているとおり。 事業主、被保険者サイドの問題については、学校教育からの問題。 働けば納税しなければならないと同じくらいの感覚で、20歳になったら国民年金に加入する、就職したら年金手帳を提出する。40歳になったら介護保険料を被保険者、事業所とも負担することから、年齢を詐称して企業に就職しない。 そのことが常識とならないと、解決しない。そのうえで、倒産歴を隠すための偽名使用は裁定請求時の修正で、本人のリスクだと認識をしてもらう。 健康保険証の不正取得に対する罰則の強化が必要。(今の程度の罪の軽さであれば警察がとりあってくれない)
11288	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			過去からの作業方法に誤りがあったと認識している。 問題の存在は世間で取り上げられた時期と同時期。	ひとつひとつ正確に処理していかないと、将来、取り返しのつかない状況となるので、日頃の積み重ねが大事と考えている。
11289	地方庁	社会保険事務所課長級以上	戦中、戦後の記録確認の困難さ。	わかりません。	制度創成期の混乱期の紙台帳の不備による年金額への影響	歴代の担当者の努力不足。次の時代への配慮のなさ。そして今の時代から後世への配慮の必要なこと。
11290	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません	少しでも、皆さまの記録に繋がるよう調査をする。	大変な問題と認識しました。 今までの状況を全く知りませんでした。 テレビ報道等にて知りました。	古い記録は、破損及び読取不可能な資料が多い。 資料の保存状態が悪いためと思われる。
11291	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	引き続き、同一氏名生年月日の方に、照会をしていくことと、調査専門の部署の人員の増員	コンピューター導入後に、採用されたため、機械化前の事務の処理の流れがどのようにおこなわれていたのか、理解しておりませんでした。ニュースで取り上げられ、その後大量の浮いた年金番号の存在を意識いたしました。	相談に来られた方々に、お詫びと丁寧な対応をこころがけました。コンピューター導入後、記録の整備をもっと積極的に、行うべきだったとおもいます。また、統合できてない番号が大量にあり、そのことを、広く意伝し、加入者である国民にしっていただき、自分の年金が正しく計算されないことがあることを、認識していただき、機械化後、記録の整備への協力を呼びかける必要が
11292	本庁	その他(本庁)	なし	情報伝達の徹底。 専門の係で集中的に対処する。そのため人材確保(経験者等)が重要だと思う。	公になるまで知らなかった。	解決のため、必要に応じて窓口支援を行った。 今後はチェック体制の強化と法令遵守の徹底が必要だと思う。
11293	地方庁	その他(社会保険事務局)		人員を投じて記録の確認を進めていくべきだと思います。	年金請求時にご本人の記録を確認できていなかったことは、信頼を損なうものであると考えました。年金問題が報道される中で知りました。	年金相談をお受けするときには必ずご本人の記録を再度読み返し確認しながら納得のいく説明をする努力をしています。 これまで、年金手帳が何冊も交付されていることが反省点であると考えます。
11294	地方庁	社会保険事務所長	特になし	当面の作業を継続するとともに、新たな対応に当たっては、十分な検討を行い体制整備等準備の上実施していく必要があると思われます。	オンライン導入以後、資格記録における不備記録(記録もれ、氏名もれ、氏名相違、手番相違、別人記録の混入等)がまれに見られたため、相談対応時には「100%信用できない記録」として取扱ってきました。そのため、明らかな記録以外は旧名簿の確認なしに資格記録のハードコピー内容をそのままお客様に交付することは問題ありとして、慎重に回答する必要がありました。 また、年金裁定請求時には、氏名検索を行いお客様に確認するなどできる限りもれのないように努めてきましたが、氏名のない記録やカセット記録などはご本人からの職歴の申出がない限り判明しないという限界がありました。 「事故記録の整備」が順次行われており、また、平成9年の基礎年金番号導入時におけるもれ記録の統合などにより、いずれはこの問題は解消するであろうとは思いながらも、不備記録についての件数、内容も全体像は不明で、「記録整備を早くして欲しい」という現場の思いは強くありました。	オンライン化され、その後氏名検索機能が向上したなかでも、職歴の空白期間に勤務歴の漏れがないかを窓口で確認する等で対応するよう心掛けてきましたが、現在の特別便(名寄せ)の回答でも見られるように「もれなし」とのお答えがかなりありました。 基礎年金番号導入以前の記録の管理方法では、重複手番が大量に発生し、その解消にはご本人の記憶に頼らなければならないという限界があったと思います。 「基礎年金番号をもっと早期に導入すべきであった」とも思いますが、現在のようなコンピュータによる高度な記録管理システムが前提でないと基礎年金番号の重複付番が大量に発生していたでしょう、年金制度が時代とともに分立、統合してきたなかでの手作業管理が主であった時代においては、結果として止むを得ない面もあったかと思います。 ただ、窓口における届書受付、届書の処理、進達、記録管理という流れの中で自分のパート以外のことについては、あまり気にかけていなかったことは反省すべき点であろうかと思います。 なお、「年金記録問題」として世間に認識されて以降は、問題のある一面のみが過大に取り上げられるなど正確に伝わっていないこともあり、職員は、窓口、電話等の応対において、なかには「いわれなき暴言」にも耐えざるを得ない状況にあることを残念に思います。 引き続きこの問題対応に積極的に取組み、早期に国民の皆様の信頼を回復できるよう努力していきます。
11295	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	分かりません。	大変、国民の皆様に申し訳ないと思いました。 問題が存在すると知ったのは、16年4月ぐらいからのような気がします。	一人でも多くの方の記録を突合し、この記録問題を早く解決しようと思い日々 業務に取り組んでおります。
11296	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	あまり急ぎすぎては同じ過ちを繰り返すのでは、早急にしなければとは、思いますが、時間を掛けて丁寧に作業を進めることも必要だと思います。	10年ほど前に期間照会の担当をしている時、あまりにも多くの記録が整備されないままであることに不安を感じていました。	記録整備を進めなければならないと思いながらも、個人的には何もできなかった。しかし期間照会や年金給付の担当者からは、当時より記録整備の重要性について意見はあったと思われるが、それが全体的な取組みと成らなかったことが残念です。
11297	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			基礎年金番号導入以前は、転職するたびに年金手帳の交付を受けている方も多数おり、後日重複取消を行えば問題はないと看過していた職員の意識も低かったものと認識している。 その結果、年金計算の対象から漏れていた期間が発生した。 年金請求時には、本人の職歴申出を端末で記録確認しながら対応していたと聞いているが、職歴が多岐に渡り、その都度年金手帳を交付された被保険者は記憶が曖昧になってしまうのも当	基礎年金番号導入前、厚生年金資格取得時に年金手帳の提出がなかった場合であっても、早急に再交付手続き及び重複取消を行うよう伝えていた。 基礎年金番号が導入されてからは、このようなことにならないようシステム的にもチェックがかかるようになったが、それ以前の部分についても、危機意識を持って業務にあたるべきであったと考える。
11298	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	特にありません。	年金特別便、定期便をはじめ、これまで実施するとしてきた確認手段を確実に進め、記録が正しく管理されてきたと安心していただける国民を一人でもふやしていくことが重要と考える。 併せて、年金制度を少しでも分かりやすいものとするための努力が必要。	年金記録問題を知ったのは、この問題が国会やマスコミなどで広く取り上げられるようになった平成19年5月頃。その後社会保険庁に在籍するようになったが、この問題は、根本的には、年金記録についてのこれまでの社会保険庁における意識の不十分さと、年金制度に対する国民の側の理解の不十分さ(もちろんそれを生じた責任は行政側にもある)とが相俟って生じた問題では	これまで検証委員会等で指摘されてきた問題点や反省点に加えて、上記の問題意識を踏まえれば、①年金制度を少しでも分かりやすいものとすること、また、広報や教育現場における知識の普及への努力がもっとあっても良かったのではないか②適用・徴収の体制を強化し、適用すべきはきっちり適用・徴収を行うということにもっと意を用いるべきだったのではないか、と考える。
11299	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません		存在を知ったのは期間照会業務を行うようになってからです。新規採用の平成16年です。 国民の皆様の将来にかかわる重要な問題だと認識していました。	休日出勤、残業等をして一人でも多くの記録を捜索しました。 被保険者、一人ひとりの自分の年金への知識が必要なのと恒常的に 把握していただくことが足りなかったと思います。
11300	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		現在進めているプロジェクトにありますように、コンピュータを使ったデータの突合から手作業による調査まで、ある程度の投入できる費用と人を駆使して取り組むのが解決への道だと考えています。	この問題を知ったのは報道等で発表された時です。当時大問題となったようにあってはならないことで、これまでの信頼が一気に揺らぎました。この組織に働く者として一日でも早く記録を調査し、信頼を回復させる必要があると思いました。	過去の原因究明とともに今いる職員一同が今後二度とこのような問題を発生させないという強い意識と責任感を持って取り組まなければならないと考えました。反省点としては今までの組織がうまく意思の疎通が取れていなかったことや、年金制度が一般的な人にとってやや説明不足である点が挙げられると考えています。
11301	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	退職者を含めた職員での対応が必要。	様々な報道がされるようになってからです。	今までの積み重なった問題ですので、現在できることを確実に実行しないといけないと思います。公務員としての自覚が全体的に足りなかったことが反省点だと考えます。
11302	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	一定の基準を設けて、救済策を示していくほかないと思います。	重大な問題であると考えていました。 問題の存在は新聞等報道にて知りました。	制度の説明を丁寧に行い、被保険者・受給者の方に意識を高めていただけるように心がけました。 また、この問題の反省点としては、ばれなければいいという意識があったことが一番の問題だっ
11303	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特段聞いておりません。		組織としてというより、国と市町村、企業等が一体となって取り組むべき問題と認識しています。 問題の存在については、世間において騒がれた時からとなります。	国家事業として過去の年金記録の回復を進めること。 今後は、国の記録管理を確実に行うことと個人においても自分の年金記録を容易に把握できる仕組みを作り、管理すること。
11304	地方庁	その他(社会保険事務所)				

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11305	地方庁	その他(社会保険事務局)		記録問題の調査にあたり、埼玉県の場合、集約化することで調査に集中して取り組む体制が整い、迅速かつ正確な調査ができるようになったと思います。 しかし、全国事業所検索システム等の導入により原則他県照会が禁止になったことによって、正確性の部分が損なわれた可能性があるのではないかと思います。 システムそのものがすべての情報を網羅しているわけではないということが、自県を調査するとわかる場合がありますが、他県のことまではわからないし、ノウハウ等を全国で完全に共有することは難しいのではないかと思います。さらに080での調査は高速化したとはいえ、マイクロフィルムの調査に比べ時間がかかります。現在の体制により、自県であれば見つけられる記録を他県で調査することにより見落としてしまっている可能性もあるのではないかと不安です。 以前のように他県照会可能に戻した方が、正確な調査につながり、お客様からの信頼回復にもつながるのではないかと思います。	年金記録問題については迅速な調査解明が必要であるとの認識がありましたが、実際の解明には膨大な時間がかかると考えていました。 年金記録の調査に携わりはじめたのは平成18年の10月、現在のように年金記録問題として認識したのはマスコミに取り上げられるようになった平成19年5月頃からです。	調査担当者として、時間外、休日勤務も行い、正確かつ丁寧な調査を心がけました。お客様の信頼を回復するためには、多少の時間がかかっても丁寧な調査を回答をすることが必要だと思いますが、現在の調査は時間短縮が求められるために正確性にかけるのではないかと反省しています。
11306	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知りません。	情報共有 事務処理方式等の統一化(マニュアル整備)	記録管理がずさん(入力もれ、誤り)だったため、起きた問題と認識していた。 新聞等の報道が大きくなってから知った。	記録が回復した人に対する再裁定等の処理件数が増加することが予想されたため、システムでの対応を検討した。 が、対応が後手にまわり、結果未処理が増大した。 反省点 ・未処理件数が急増したため、十分な検討が行えず、急場しのぎのシステム開発となった。
11307	地方庁	その他(社会保険事務所)			(1)採用されてまだ数年後、上京社会保険事務所で期間照会担当者の補助業務をしていた頃は、紙台帳を手作業で探していたが、すでに元の紙台帳がボロボロになっており、元台帳をコピーした複製台帳で探していた。 しかし、コピーである以上、文字が認識しがたい部分もあり、その場合は元の台帳を見ることになるが、触れるだけでくずれてくるような物もあり、大変だった。 また、手作業で探す以上、担当者のスキル不足や、人間としてのミス(見落とし)があり得る。一度、該当者無しで回答されていた方から、再度照会があり、探したところ今度は見つかったということが度々あった。 期間照会の回答までに数ヶ月掛かることは当たり前で、大変な作業であると認識はしていた。 (2)舞鶴社会保険事務所に在籍していたころ、ある方の期間照会の調査がきっかけで、とある事業所のほぼ全ての被保険者の記録に漏れがあることが推測され、今判明した時点で全ての被保険者の記録を修正するべきだと上司に提案したが、余計な仕事を増やすな！とでも言うようにけんもほろろに却下され、その方の記録のみ修正するように指示された。上司からの命令である以上、それ以上何も言えなかった。 (3)京都南社会保険事務所に在籍していた頃、年金問題が発生した頃、ある方の期間照会の調査がきっかけで、大阪府のある事業所のほぼ全ての被保険者の記録に漏れがあることが推測され、年金問題もあることから、今判明した時点で全ての被保険者の記録を早急に修正するべきだと大阪府のある事務所に他庁照会FAXで連絡をしたが、その方の記録のみ訂正され、他の方々については何の返答も無かった(後日、前後の方々を確認して見たが記録が補正された様子は無かった。)管轄が異なるため、それ以上のことは出来なかった。	(1)紙台帳が和紙ではなく、洋紙で作成されていたことが原因。洋紙であれば、年数が経過すると酸化しボロボロになるのは当たり前。しかし、私個人が紙台帳の原料まで意見具申することは、できなかった。地方庁の一担当者がどうこうできる話ではない。 また、手作業で探す以上、人間としての見落としは防ぎようが無い。当時はまだオンライン化されたばかりのころで、オンラインの検索システムも不十分なもので、担当者のスキルだけが頼りだった。オンライン化された時点で名寄せを徹底できればよかったと思うが、当時のシステムでどこまで実現可能だったのかは不明。 (2)上司の事無かれ主義が原因か。一係員としての限界を感じた。 (3)年金問題が発生した頃であるにもかかわらず、大阪府のある事務所の対応の鈍さに憤りを感じたが、管轄が異なるため、どうしようもなく限界を感じた。
11308	地方庁	その他(社会保険事務局)			紙台帳管理から、オンライン化への切替時に遡及もれにより被保険者記録が欠落したケースがほとんどだと認識していました。 また、健康保険法や厚生年金保険法施行時の古い記録であり、いまだに完璧に保管されているものは奇跡的だと考えていました。 ただ、社会保険庁の管理がずさんとばかり書き立てられましたが、各共済組合もずさんだと思います。	定期便の開始までに、不完全なまま放置されている被保険者記録を1つでも減らすよう、記録補正に全力を尽くしました。しかし、被保険者名簿が廃棄されていたり、脱退手当金の支払請求書が廃棄されていたり、記録を補正するにも限界があると感じます。 また、被保険者名簿の記載もいい加減なものがあり、当時の職員はどんな仕事をしていたのか呆れることがしばしばです。 やはり、ひとつひとつきめられた仕事はきっちりこなしてゆく、また、複数職員による確認作業をしてはじめて、記録の正確性が保持できるものと考えています。
11309	本庁	その他(本庁)		地道に記録に誤り等がないかハガキを送って確認する。広報を行う。	ここまで大きな問題であるとは感じていなかった。 3年前くらい。	今まで気付くことが出来たはずだし、気付いていた人もいたはずなのに、ここまで大きな問題になるまで対策をとってこなかったことがこの問題を大きくしてしまった一つの原因ではないかと思う。
11310	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じません。	マンパワーが必要だと思われます。	大変重大な問題と思いました。 時期は正確には覚えていませんが、話題になった時期だと思われます。	やはり機械化になった時点から時間をかけても正確に処理していれば、すんでいたと思います。
11311	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号導入前より 年金番号をたくさん払い出していた	年金についての重要性を周知するための広報不足
11312	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	すべての記録について、ご本人様を特定するというのは想像がつきませんが、解決に近づくには、記録のひとつひとつを丁寧に調査していくしかないのではないかと考えます。	私は、年金記録問題が発覚した後に入庁した者です。実際の業務についた際は、人々の関心が、特に年配の方ですが、私が思っていた以上に高いことに驚きました。	第一は誠実な対応をしようと心がけました。私は経験も浅く、知識も十分でないため、窓口応対時にお客様に更なる不信感を与えてしまったと反省することも多々ありました。ですので、現時点で自分にできることをと考えて行動しておりました。 反省点としては、制度を分かり易く説明するような周知活動をもっと行えばよかったのではないかと思います。
11313	地方庁	その他(社会保険事務所)			社会保険事務所に謝金として窓口勤務していた19年当時に知った。 一人ひとりの職員が真摯に取り組むべきもの。	電話でお問い合わせがあった場合には、できるだけ迅速に、正確な状況を伝えようとした。 各事務所が混乱したことは仕方ないが、もう少し早い対応ができてもよかった。
11314	地方庁	その他(社会保険事務所)	無し	無し	杜撰な管理による結果の露呈として認識。 入庁以前のマスコミによる一連の報道によって。	今後発生する仕事の管理の徹底。パソコンを用いた記録等の管理の導入。 専門家でなくとも一見してわかるような記録の管理の仕方を早期に導入すべきであったと考え
11315	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	承知していません。	次々と方策が実施されているが、もっと計画に実やす時間を取り段階的に取り組むべきではなかったかと思う。	年金給付の決定に当たり個人個人の年金記録の積算は行われているものと思っていた。	記録問題が一般に言われる以前より、58歳事前通知の業務に担当として従事し全力で取り組んだつもりであるが、問題の大きさを承知していなかった。
11316	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上			1．報酬に関する問題(制度に関して) 年の内3月の平均で標準報酬を決定することについて ―税金の様に年間収入での算定でないため、業種等により不公平との 指摘を受けることが多々あった― ○現在、定期便に対して「給与明細と標準報酬が違う」との申立ても見 受けられる ○定時決定事務は短期間で膨大な事務作業が必要となり、特に被保 険者が増大してきた以降は、大量のアルバイトを雇うなどして処理を進 めざるを得ず、計算誤りなど、人的ミスを見逃すなどの例もあったかと考 える 2．資格喪失日について 月の末日退職者の場合、退職日の翌日が資格喪失日でありまた、喪失 届の用紙についても、資格喪失日を記入することになっていたため、注意書 きはあったと思うが、退職日を記入していたケースが多く見られた。(退職日も記載する欄があったかどうかは、よく覚えていない(s50年頃))	○2について 資格喪失日の確認については、末日が記載されて提出のあった場合は、 電話により事業所に確認をとっていたが、いま「特別便」等により末日まで 勤務していたとの申し出もある。 ―届出用紙に退職日について記載をすべき― ○国民年金制度が始まって以降、長きわたり、厚生年金制度において 住所を管理してこなかったことが、解明作業が困難な一因 ○年金の請求にあたり、申請主義であったこと 住所が登録されていないため、本人特定ができず、本人に記憶がなけ れば請求時に情報の提供も慎重にならざるを得ない ○コンピュータ化が進んできた以降、紙データを電子データ化してこなかった こと
11317	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にないと認識しております。		組織そのものというか、国の信頼に関わる大事な問題と思いました。 システム的に言うと、初期移行の難しさや、大量データの取扱に注意しないと、当然起こるリスクの高い問題であるのであろうと思いました。 組織内部で話題になったころ(平成19年又前ころ？)から、当該問題に関するシステム開発の担当の1人となりました。 その後、現状に至るまで担当しております。	ねんきん特別便(名寄せ便)に始まり、現在開発中の紙台帳とオンライン記録の突合せシステムに至るまで、いろいろな案件に携わり、システム的な立場から正確かつスピーディでお客様にわかりやすいシステムを開発すべく努力してきたつもりです。 ただし、影響(関係者)が大きいことや、事の重大さを考慮しすぎ、意思決定にスピードを欠いた側面があると、現場レベルでは認識しています。 システム開発においては、要件定義が最も重要なだけに、その点では残念なこともありました。
11318	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	世間一般に知られている事しか知らない。	特別便及び定期便において、被保険者・年金受給者に確認いただいた記録を徹底的に調査する。	年金手帳を複数お持ちの方の問題だと思っていた。 職歴等を知られたくない人は年金手帳を複数持っているのだと思っていたが、本人が年金を受給するときに一つにまとめればいいと思っていた。 初めて年金給付課に配属されたときに記録の不備がかなりあると感じた。	裁定請求を処理するときに調査を行ない記録の不備は直さないといけないと思い記録の調査を行ない整備を行なった後に処理をするようにしていた。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11319	地方庁	その他(社会保険事務所)	日本国内の住所(居所)が不明であるため、納付書の送付や年金制度加入(特に国民年金)の案内ができず、結果として無年金になりやすいケースが相当数あると思われます。具体例としては国民年金納付書の未送達者、居所未登録者、宛先不明による勧奨状の大量返戻などです。市町村との連携強化により解決をはかるべきところですが、元来住民基本台帳自体が完全なものではないので(定額給付金申請書の返戻に象徴されるように)、全ての被保険者情報を網羅することは困難であると思います。しかし、何らかの工夫により情報の精度を上げる事が必要であると思います。	市町村との一層の連携強化が必要であると思います。また、郵政(郵便局)の情報網を利用する、(法律で可能な範囲内で)居所の調査を民間業者に委託するなどのアイディアがあってもよいと思います。	入所して半年ほどでこのような問題(宙に浮いた年金)があると知り、現在のような問題に発展したのはその数ヶ月でした。ただし、この問題を知った当初は、平成9年の基礎年金番号制度開始時に、手書統合に関する案内は国として一通り行っている(つまり、手書の未統合や年金記録の確認漏れは本人の自己責任である)と認識していたので、この点がまったく報道等されなかったことは不満でした。 標準報酬月額等の問題については、事業主責任であると認識していました。従業員への情報周知がはかられていたのならば、数十年後になってトラブルになるようなことは少なかったのではないかと思います。	お客様ひとりひとりに対し、制度の基本的な説明から沿革、その変遷等を丁寧に説明し、この問題の解決に向けてご理解をいただけるよう努力しました。 現在は、この問題について次のように考えています。 ①国年・厚年共に制度の周知が足りなかった。現在でも第3号被保険者に漏出があると誤解していたり、厚年保険料は事業主と折半であることを知らない人も多い。国民にとって最も身近で重要な、誰もが知っている年金制度としての周知を図るべく、効果的な広報がなされているべきであった、のかもしれない。 ②資料の保管・貴重な情報の保存について、市町村を含めた組織全体がもう少し意識的であればよかったと思う。今後は、各被保険者に対してどのようなサービスがなされたかを全て記録保存できるシステムへと発展していくことが理想であると考える。 ③現在の定期便のようなサービスが、以前から(国民に身近な形で)あればよかったと思う。現代のような情報化は当時誰にも予測できなかったことではあるが、老齢になって数十年分の記録を確認しなければならなかった当時の手続きのあり方は、この問題を最も困難にした要因であると思う。日々更新されるあらゆる情報の提供サービスを受けること、また常に最新の情報にアクセスできることを多くの人が当たり前のように感じる現代にあっては、官庁としてもこの感覚に追いつかなければないと感じています。
11320	地方庁	その他(社会保険事務局)	第三者委員会の斡旋による、法令等に反すると思われる記録補正。 (例)1等級差の月額変更など。	通常の届出によるものと整合性が取れるように法改正をする。	新聞に出始めてから。 最初は、基礎番付番時の未付番や重複の問題としか認識していなかった。	当時、適用課の窓口にいたので資格照会で慎重な取り扱いを努めた。 反省点は、問題の抽出と解決を行う仕組み(組織)を作らなかったこと。(正直、社会保険事務所にいたときに、正しく収録されていない記録が膨大な数、存在することはわからなかった)知りえる立場の人がいたはずなので、その人間が解決に向けて舵を取れる仕組みがあれば、現状はだいぶ変わったと思われる。
11321	地方庁	その他(社会保険事務所)		総背番号制にしない限り、今の届けの提出方法では、ひとりに一つの番号でずっと管理するのは、到底無理と思う。 なぜなら、入り口にあたる厚年取得手続きにしても、事業所においての年金の意識の違いがありすぎて、きちんと管理し必ず入社の際は手帳の提示を求めるところもあれば、年金番号の存在自体すら知らない事業所まであり、一様に事業所任せで、番号を届出の際に記入させたところで、生年月日、氏名の誤記入、入力などで重複番号の払い出しは避けられず、戸籍抄本、住民票でも添付を求めない限りやはり宙にうく年金につながっていくと思う。 過去の分については、自身が今その担当部署に所属していないので、具体的な方策は見いだせません。		
11322	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし	処理については総花的ではなく、選択と集中が大切かと思われます。	基礎年金番号が導入される前の期間については統合されていなくて当たり前と認識しておりました。	特段対応はしなかった。
11323	本庁	その他(本庁)	特になし	地道に記録の突合をおこない、被害者の救済に全力を尽くすことだと思います。	平成19年に厚労省年金局に在籍していた当時、国会状況で初めて年金記録問題を知りました。 入庁後の経験も短いため、それまでは問題があることを知りませんでした。	年金記録の管理が不十分だったため、今日のような大きな問題となっていると思います。一人一人の記録を適正に管理することが必要だと思います。
11324	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金記録が相違している、洩れているというケースにおいては、何十年も以前のことで、本人が根拠となる資料を持っているというケースは少ないため、ある程度本人の主張を認めることが必要であると思います。 当然のことながら、強く主張する者を認め、そうでない者の主張は認めないとすることは不公平であり、記録を訂正しても嘘の主張をしていることが後で判明した場合には、罰則を非常に重くするよう規定を改めればと考えます。	[redacted]年金受給者からの申し出の中に、社会保険庁がオンラインで管理している記録と年金を受給している加入記録と相違しているという申し出が度々ありました。 このような事例が発生していたため、社会保険業務センターに収録されている記録が誤っている事もあることは認識していましたが、申出者自身が記録の誤りを証明できないケースもありました。 そのため、本当は申出者の主張に信憑性があると思われることがあっても、こちらとしては根拠となる資料がなければ認められないと主張しなければいけないという心のなかでは葛藤がありました。	その都度、社会保険業務センターに連絡をして、訂正処理を依頼していましたが、どうしても根拠となる資料が乏しいために認められないケースや、認められたとしてもすでに年金受給権の発生から5年以上遡及するため、5年分しか遡及して支給できないというケースもありました。 5年の時効を適用せず受給権発生時点まで遡って年金を支給してもらうためには、行政上の瑕疵が認められない限り遡及して支給して貰えなかったため、根拠資料の収集に努め、時には社会保険業務センターまで出向き直接説明するなど、出来る限り申出者の主張を認めて貰えるよう努力しました。
11325	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	旧令共済組合員期間の加算者については時効特例法の対象となっているが、過去に加算処理をした方の中で時効消滅があった方につき、時効特例未払い分請求の勧奨をしていない。	人・モノ・予算の集中が必要。また、一人でも多くの年金業務経験者に、機構で働いてもらえるよう、雇用の確保・維持が必要。	過去の杜撰な記録管理の累積。一件でも多く、少しでも早く解決していくべきであるが、「最後の一件まで」解決することは不可能だと思う。 報道された頃に知った。	自己のやるべき業務をやっている。 基礎年金番号制度ができるまでは、一人が複数の番号を持つことになっており、制度的に記録統合漏れが生じる危険性が内在していた。 記録の管理も杜撰であり、コンピューターに収録された記録も誤りが多くあるため、記録が探し出せない。
11326	地方庁	その他(社会保険事務局)	厚生年金については、昭和17年1月1日制度発足、準備期間を経て昭和17年6月1日保険料徴収開始、事務員、女性については、昭和19年6月1日制度改正、昭和19年10月1日保険料徴収開始、国民年金については、昭和35年10月1日制度発足、昭和36年4月1日保険料徴収開始、第三号被保険者については昭和61年4月1日制度発足、職員であれば、周知の事実として認識されていることが、一般の認識とされていないのが現実問題として特別便等の照会がなされていることで事実として問題が残されている。	遅いとは思われますが今からでも、マスコミ等のメディアを活用して、広報活動の充実を行い、年金の基礎知識を高める必要があると思われます。	年金記録に関しては、正しものと認識していましたが、紙台帳の記録がオンラインに移される際の処理に問題があったと思ったのは、今回の記録問題が起こってからのことです。	年金記録を全て正しい記録として確認するには、年月が経過しすぎており問題が多すぎると思われますが1件でも多く処理が進むよう取り組みを行っております。
11327	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		丁寧な記録探索、早急な統合処理(再裁定→支払)は当然のことながら、処理を急ぐばかりに、新たな誤処理を生まないよう十分に気をつけるべき。どうしても時間を要する複雑な案件が残っていくので、現在も既に対応しているところではあるが、ケースごとに仕分けし、それ専門に処理していく体制を強化していく。	記録課、支払調整係等を経験する中で、1人が複数の手書を、様々な事情で保有していること、年金は請求行為であるということで、本人が記録を忘れてしまえば、その記録の判明が困難なケースがあることを知った。戦時下であったり、オンラインも普及していなかったりと「時代」として記録管理に限界があったのはやむを得ないであろうが、行政として、1人1手番の業務の徹底や広報の充実、丁寧な記録収録がされていればもう少しは‥と感じていた。ただ、現在の記録問題にまで発展するとは意識していなかった。	記録課においては、当然のことながら、判明した旧台帳記録を正確に収録することに努め、支払調整係においては、資格記録と給付記録の氏名の相違(漢点等)を修正した上で再裁定する等、本人確認できた事項について正確に収録していくよう努めた。
11328	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	人と時間が必要である。	基礎年金番号のときのPR不足。	適用窓口等での記録の確認。
11329	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		最後の一人まで記録統合をするのは、現実的には不可能だと思うので、どこかで線をひかなければならなくなると思う。 具体的な方策としては、思いつきません。	年金受給の年齢に近い方から順次、基礎年金番号に統合されていない記録が他にあるかどうかを確認するお知らせを送っていることを、中村社会保険事務所で国年課に在籍している時に知ったので、宙に浮いている記録はたくさんあるのではないかと考えていた。	その時は特段の対応はしていません。 もっと早い時点で大規模に記録の統合に乗り出すよう提案することができたかもしれません。
11330	本庁	その他(本庁)	特にありません。	組織一丸となって誠意対応していく必要があると思います。	報道ではじめてしりました。基礎年金番号への統合がうまくいっていないのが問題であると思いました。	公的年金制度は大切な制度であります。このたびの記録問題により国民の皆様の信頼を損ねたことは大変遺憾であり、記録統合、早期支払に向けて対応していきたいと思います。定期便のような一人ひとりの記録を定期的にご確認いただく等の対応が必要であったと痛感しております。
11331	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			記録に漏れがあった場合は、 年金裁定の際、記録を補正することにより適正な年金額の裁定が可能であるため、裁定時の記録確認を徹底することで対応可能と認識していました。	自分の年金記録を確認していただくための方法が少なく、また、記録の確認をされる方も少なかった。 今の情報社会においては、不安を持った方がある程度簡易な方法により記録の確認ができる方法を増やしておくべきであったと思う。
11332	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし。	抽象的には信頼と割り切り(落としどころ)が必要。 また、非常勤ではないマンパワーが不可欠。	長年の積み重ね。 在籍していなかったため、マスコミ報道により知った。	自らの職場の問題として反省は必要にしても、現在の職員の士気をこれ以上下げないことが必要。
11333	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知らない。		平成16年頃、社会保険事務所の適用課に在籍していた際、基礎年金番号へ統合されていない手帳記号番号が多数存在することを知った。	社会保険事務所の窓口に出た際、基礎年金番号通知書の他、複数の年金手帳をお持ちでないかをお客様に対し確認し、基礎年金番号への統合処理の必要性を説明した。 なお、社会保険業務センター記録管理部年金番号課に在籍していた間、「過去記録の整理」及び「重複付番の解消」業務に従事した際、基礎年金番号導入時の取組みやその後の対応策について知る機会があったが、いままで取り組んできた対応は間違ってはいないが、基礎年金番号へ未統合の記録の多さに対し、予算や処理実施体制があまりにも少ないのではないかと実感していた。 予算の確保に対しても「年金受給開始年齢までに記録が統合されれば問題ない」という問題先延ばし論が先行し、長期的な対応をせざるを得なかったのではないかと思う。 当該事業の必要性をもっと訴えていくべきであった。
11334	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	世間一般に知られている程度のことしか知りません。	年金記録の照合作業も大切だが、例えば国年の未納問題等に対する対策といったこれからの年金行政に対する体制が十分ではない認識しており、その解決には職員のこれまでの経験・知識が不可欠。 特別便等の対応はこれまで以上に「カネ」をかけて民間委託を活用していくことが望ましいと思	本庁では総務部門の経験が大半であり、社会保険事務所に出向していたときも、健保給付業務や国年の徴収業務をしていたため、そこまでの問題意識をもっていなかった。	前任者の引き継ぎや周りの指導をそのままうけいれる体質に問題があったと思う。疑問点はなるべく自分で調べ、納得のいかないことはやらないという姿勢を もつことが大切。
11335	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	現在行っている事業を地道にやっていくことが大事だと思います。時間はかかりますが、着実に問題解決に向かうと信じています。	故意に記録を改ざんするのは別として、コンピュータもなく手作業の時代には、膨大な処理を行う上で多少の間違いは生じるものと思っていましたし、事業主や被保険者本人等にも少なからず責任があると思っていました。しかしながら、最終的には裁定請求時に記録を確認し、年金給付に繋がるものと認識していました。平成19年5月頃、基礎年金番号に統合されていない5000万件の記録が存在すると知ったとき、考えていた以上に件数が多いことに驚きました。	平成19年7月5日の政府与党合意に従い、これまで在籍した部署で職務を全うしてきました。反省点としては、①裁定請求時の記録確認が不十分であった、②基礎年金番号導入時に徹底した記録統合作業を行わなかった、③記録改ざんに関してはコンプライアンスの意識が欠如していたということではないでしょうか。
11336	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません	解決の為の時間がかなり必要と思われます	基礎年金付番終了後も手番をお持ちの方がいた際現場でそのつど対応し重複取り消し処理を行い、続けることによりいづれ解決の方向へと向かうと思って業務を行っておりました。ただ時が経つにつれ広報等、窓口等でも積極的なPR活動が少なくなってきた気がします。	基礎年金付番終了後も手番をお持ちの方がいた際個人レベルでは現場でそのつど対応し重複取り消し処理を行い、続けることにより解決の方向へと向かうと思って業務を行っておりました。 基礎年金付番終了後も継続的に広報等、窓口等でも積極的なPR活動(特にマスコミを通じての積極的なPR活動)を国民の皆様に問いかけ続ける必要性があったと思われます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11337	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	年金関係事務に経験があるOB等の協力を得て、現役職員(年金関係事務の経験者)とともに記録調査を行う。	本庁の指示で、ご本人の申し出がない記録は統合できないことになっていたので、現場では対応できなかった。そのため、大量の記録が統合されずに残ったものと考えている。	現場では、基準の見直し等を要望していたが、長く見直しがされなかった。
11338	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	時間をかけてもいいから丁寧に1件1件解決する事。のみだと考えます。	国民の皆様の大切なデーターであり、その管理は重要なものだと考えました。 時期についてはは っきりしません。	自分が対応した場合や、その場面では出来うる限りの記録追求等を行った。
11339	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	時間はかかりますが地道な努力で解消するしかないと思います。	平成元年頃、年金手帳の再交付担当事務をしていたときにカセットに収録されている記録が多数あったとき。	特になし。
11340	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません。	とにかく人的支援が必要と考えます。 記録問題のみに従事出来る人を出来る限り増やす。	年金記録問題が新聞、マスコミ等で騒がれはじめた時、初めて存在を知りました。	事務所在籍時代であり、窓口・電話対応・特別便回答業務を日々こなしていく対応しかありませんでした。 問題になる前に、何らかの対処方法がなかったのか。
11341	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		私は年金関係の業務に長くは携わってはきませんでしたが、国民年金で言えば、とりあえず「適用」を主に仕事をしており、「給付は後数十年後」という感じではありました。が、記録補正等はその都度その都度、真摯に向き合ってきたことは事実です。こんなに大きな問題になるとは考えても居ませんでした。ねんきん特別便が出されるようになってから思うことですが、過去の記録について社会保険庁、事業主、被保険者本人等誰かが故意に記録をごまかしているとは考えたくもありません。その時代時代に最高の仕事をしてきたと思いたいです。	私が、社会保険庁組織に入ったのが昭和62年で、記録管理は既に機械で行っていました。しかし紙レベルの記録媒体が書庫等にあり、たまに過去の記録を見る際、何千万人もの記録を紙で管理しているのか?と正直感じました。でも、一件一件職員の皆さんは真面目に仕事をしてきた積み重ね、とも思いました。 過去の先鑑方の払出簿等に記入する際、「クセ字」や「連筆」による判読不明が今の問題の要因の一つとも考えます。決して悪気があってのものではないでしょう。 あとは、ねんきん特別便が始まった頃、ご年配(75歳過ぎ)の方々は「昔は事業主が従業員の保険料を控除していても、保険料を社会保険事務所に収めなかったこともあったんだろうな、それを知っていても事業主には言えなかった」というお話も聞かされました。
11342	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		現時点では、確認作業において各部署・外部団体との連携が取れていないため思うように進まない。一旦休止し、再度作業について精査し、外部団体等との状況も踏まえて逐次対応すべきである。重要課題としながら、性急すぎる気がする。	また年金給付業務に携わる機会がなかったため特段の認識はなかった。存在を知ったという意味合いがよくわからないが、不備記録についてはレアケースと考えており、一連の報道・発表時に実態を把握。	
11343	地方庁	その他(社会保険事務局)	思い当たりません。		問題の存在を認識したのは、配属されて聞もなくに、「WMの記録が必ずしも正確ではなく、特に、オンライン化以前の国民年金の納付記録は間違って収録されていることがある」という話を先輩から聞いたときです。	来所されたお客様に、その方の記録を提示して、記録に誤りがないか確認してもらうように心がけました。 しかし、今思えば、今ほどお客様の年金への関心も高くなかった頃なので、もっと丁寧に説明をし、年金記録を確認していただく必要があったのではないかと思います。
11344	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません		特にありません	
11345	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存知あげません	まだ開けられていない庁カセットのオープンを早急にすべきと考えます。 窓口相談での氏名検索等からの回答が早くなります。	社会保険庁として年金記録を保管している立場から国民に対しての信用問題であると考えています。 基礎年金番号が導入されて以降記録の統合が進んでいないと感じたころからになります	お客様からの年金記録の調査においてその記録をお客さまにお伝えいたしたく相談において細かな情報をいただくよう対応したつもりです。 旧台帳記録をWM照射が遅れた点と考えます。
11346	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません	一件一件行うことだと思います。	未統合となっている手帳番号の件数が明らかになってきた平成19年6月頃からマスコミに取り上げられるようになった時期	国民の皆様に一人一人、自分の記録確認を行ってもらうよう、窓口・電話等で伝えるようにしました。 基礎年金番号制を導入後の国民の皆様への周知及び対応が反省点だと思います。
11347	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知らない		報道により知った限りです、 保険料や加入期間のこと、統合不可の記録があることとしての 認識のみです	報道により知ったことや記録問題にかかわりのある部署にはいなかったため 個人での対応は特になし。 基番の重複や氏名誤登録やその後の氏名変更などは、明らかに防げたことであり、その当時の担当者の業務処理方法の誤り(確認行為の怠り)だと考える。 保険料に係る問題については、加入企業や納付率成績を考えるのではなく、加入者全員への影響(現在問題となっていること)への考えのなさ、甘さに他ならないと考える。
11348	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	事務所にいる頃も特に記録訂正や、過去記録照会の仕事をしたことがないので、記録問題については よくわかっていません。 本庁でのみ、かなり昔の厚生年金の記録(旧台帳?)を保管していると聞いているが、それが世間でいう「消えた年金」を指しているなら、それ以上のことは知らない。	第一に紙の台帳が誰を指しているのかを特定しなければいけないと思う。このステップが一番大変だと思いますが・・・ それらが終了した上で、システム的にどう取り込むか、wm上で確認できるようにするかというステップになるのではないでしょうか	初めは、手番を基礎年金番号に統合するときの漏れという認識しかありませんでした。このことに関しては事務所に出向したとき(平成13年10月)頃にしりました。 ただそのときは年金を裁定するときに申し出ることによって、統合されると聞いたので特に問題意識を持つことはなかったです。	(8)でも述べたが、年金受給の際には統合されるというのが、自分の頭の中 にあったので特にどう対応しようとかは思っていませんでした。 ただ今思えば、当然厚生年金や国民年金を頻繁に出入りしている方も多いので、時間がたてばたつほど記憶が曖昧になるという問題があります。 また当時は(現在はどうしているが知りませんが)基礎年金番号で管理されている記録のみ提示して、それと相違ないかどうかいう方法をとっていたと思います。そのときに氏名索引等で行政側から「この期間どうされていましたか?」とか積極的に確認することにより、裁定時の記録漏れとかを少なくすることはできたんではないかと思います。
11349	地方庁	その他(社会保険事務所)		既に死亡している方もいます。 また、同姓同名で得喪年月日がほぼ一致していても、 自分のものではないとおっしゃる方もいます。 従って、全ての記録を基礎年金番号に登録(収録)するのは 不可能と考えます。 今後においても、各制度間のデータのやり取りをもっと速やかにし、 自動的に得喪記録が整理されない限り、解消されないと考えます。 (最終的には国民のデータを集約する-戸籍、住民票、保険証等-ことと なるのでしょうが、情報の集中化、個人情報の適切な管理と、 解決すべき問題があると思います)	既に出ている社会保険の記録管理体制の他、平成9年から基礎年金番号 がスタートしましたが、基礎年金番号以外の手帳番号を持っていても 回答していなかったり、二十歳前に就労し、厚生年金を取得- 二十歳前喪失-した事実を二十歳到達時に申し出なかったりと、 被保険者側の意識の低さもこの事態を助長していると考えます。 (基礎年金番号制をスタートする時点で国民に周知徹底出来ていたか、 準備期間は十分いとったのか、行政側の姿勢に非常に疑問を持っています。)	来所時や電話相談時(電話では深く記録のお話は出来ませんが)、 自身の記録について問い合わせがあった際、または裁定請求時は必ず 記録の確認はおこなってきました。 最近でも記録を提示し「この記録以外にお勤めをしたことがありませんか?」 と確認しても「ええ、ないですよ。間違いありません。」と回答があり、 「よーく、思い出してください、厚生年金に入ったとか、正社員だったとか、 アルバイトや手伝いでちょっとだけ顔を出したとか、そういうことでもいいんです。」 などというやり取りで、しつこく、しつこく聞くと、 「あそこ、XXX商事にいたけど、あそこは入ってないよ(厚生年金に)」 という回答。 (でも、その記録はしっかりと氏名索引で引っかかり、特別便は正常と回答済) このような事例が多々見受けられます。 基礎年金番号通知書配布時に回答票を併せて送付しているから、 得別便を送ったから、定期便を送ったからといっても、 もっと丁寧に周知しなければ、混乱するばかりです。 当時勤務していたとか、厚生年金に加入していたとかではなく、 もっと、分かり易い言葉でしっかりと周知してください。 通知の内容も、とても見難いです。 本庁でのマスコミの煽りに負けないしっかりとした対応を期待します。 また、受給者に対する通知の中で、特老厚遇職改定一失業給付で全停等 の本人宛の通知はバラバラに通知せず、一連の流れのものを集約し 通知ください。 以前は、国民年金保険料の納入勧奨とその納付書を1,2週間ずらして 全国へ送付されましたが、勧奨時に被保険者と納入約束をした後に また、同じ期間の納付書が届き、被保険者からお叱りを受けることが ありました。
11350	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし		未統合手番が多数存在していることの意識はあった。 基礎年金番号制度の導入前から認識していた。	本人からの記録照会時または、年金請求時に職歴確認等を行い、未統合手番の統合処理を行うことにより、整理が可能と考えていたが、厚年記録が手番に正確に収録されていないなど、本人からの照会申出に対応できる体制が整備されていなかったことが、反省点として挙げられると
11351	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		定期便を受け取った方からの申し出に対して、記録調査をしっかり行っていくこと。	被保険者名簿や台帳をデータ化した際に、氏名等をきちんと確認できなかったことが主な原因と認識している。知ったのは平成19年頃。	被保険者の方に記録情報をキチンとお知らせして、確認していただくことが一番重要。いままでは、社会保険事務所から事業主あてに、取得・標準報酬・喪失情報をそれぞれの契機に随時通知していたが、事業主から被保険者に情報提供されていたかは定かではない。記録が訂正された場合は、事業主を経由せず、被保険者に確実に通知されるような方策を検討する必要がある。また、事務所で入力した結果は、必ず複数人でチェックすることが必要。
11352	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	真摯に一件一件問題に向き合い、被保険者一人一人の問題を処理していくしかないと思います。	世間で騒がれて初めて知りました。入庁は機械化後のこともあり、言われているようなことがあったとは夢にも思いませんでした。	応対などしたお客様のお一人お一人の件を、確実に処理しようとしました。 お亡くなりになった方も多いので、もっと早く問題が明るみに出ていれば、宙に浮いた年金など、もっと少なかったと思われます。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)，(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11353	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	未統合の記録から、現在の持ち主を探す。	平成4年に入庁し様々な制度の背景がわかるにつれ、過去の記録の管理がこれで良いものかと不安はありました。 氏名が登録されていなかったり、生年月日が間違っていたりと不完全な記録に出くわす度に、給付に結びつかない事例が少なからずもあるだろうとは思っていました。	とりあえずは、裁定請求時に職歴の聞き取りをするし、こちらも氏名索引(WMには全ての記録が登録されているものと思い込んでいましたし)できちんと本人も忘れている記録がないか確認していたので、漏れなく給付に結びついていると思い込んでいました。 すでに入庁した頃には現行のシステムが構築されており、そのシステムに登録されている情報は若干の登録ミスはあれどパーフェクトだと思っていましたし、そう綽先輩から聞かされていました。 もっと全国的に我々の使うシステムはパーフェクトではないんだという認識があるべきだったと思います。
11354	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	人員の増員	過去の事務処理の甘さ	処理のチェック不足
11355	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	社会保険の知識に精通した者を集めての人海戦術での対応。	年金記録問題を認識したのはマスメディアでの報道があってからです。	記録問題で相談にこられた方、一人一人に丁寧に話しを聞き、根気強く調べていこうという思いで対応しました。 この問題に限らず人事異動の際の引継ぎにほとんど時間をかけず、自分の前担当者の残した問題を人事のように考え、責任感に欠けていた部分があったのではないかと思います。
11356	地方庁	その他(社会保険事務所)	わからない。		申請主義をいいつまでもおこなってきたことによるツケと考えられる。この問題の存在を知ったのは、国会等で未統合記録5000万件が報道された頃です。	お客様のお話の徹底した聞き取りやその後の迅速な処理を心がけた。また、厚労省全体として誰かが責任を負ったという話は聞かないので歴代の厚労省幹部や社保庁幹部は、反省の意味をこめて何らかの責任を取るべきと思われる。
11357	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		年金担当が皆無で、一般に年金記録問題が発覚後です。	もっと集中的に記録問題のみに専念するため、他の業務担当が片手間的に処理するのでなく、専属チームをつくり、そこで短期間に処理すべきと考えます。対処する人員が圧倒的に不足し、日常業務にまで支障が出てきています。
11358	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	特別便の回答を出されていない方へ回答の催促をし、なお出されていない方へは訪問する	必ず解決しなければならない問題と認識。マスコミの情報から知った。	窓口に来所されたお客様には記録を確認し、記録がない場合は調査する旨を伝えた。 反省点は、年金番号の複数の払い出し、旧姓生年月日等の確認が不十分、市町村との連携が不十分等が挙げられる
11359	地方庁	その他(社会保険事務所)		2年以内に終了すべくマンパワーを投入する。	平成11年頃、健保厚年の適用担当時、取得届処理時に手帳再交付申請書が添付されている取得届を処理する時、本人の者との疑いのある番号が発見されるも特定できず、新規付番して処理していましたが、その時は、完全に本人のものと特定できなければならず、本人の記憶があいまいな場合は疑いのある番号はそのまま誰の記録にも統合されないで残ってしまうと認識していました。	平成11年当時は本人の者と完全に特定できなければ統合などできず、取得届処理時に本人等に確認していましたが、なかなか覚えていないこともあり、保険証を早く払い出す必要もあり、新規付番していましたが、そうではなく、本人の記録と見てほぼ間違いなければその人の番号と断定して極力新規付番しないようにすべきだったと思います。
11360	地方庁	その他(社会保険事務所)		・記録整備の徹底(氏名、事業所名、事業所整理記号)を行なったうえで、未回答のお客様及び記録正常となっているが該当記録があると思われるお客様に対し、戸別訪問による調査・確認を行なう。 ・整備不能な記録や死亡により確認が取れない記録を別管理とし、恒久的な調査を行なう。	・これ程までの未統合記録があるとは正直思ってもいませんでした。 ・年金請求時点では必ず統合されるものであると思っていました。 ・現在は、信頼回復のため必ず解決すべき問題であり、職員一丸となって取り組まなくてはならない問題だと思っています。 ・個人で複数の番号をお持ちの方がいらっしゃると知ったのは適用課に配属された時で、その後、基礎年金番号が導入されたので40年後には未統合記録はなくなるとその当時は思ってい	・反省すべきところは、基礎年季番号の導入時点から積極的に記録統合を行なっていれば、今より物証的な面では影響が少なかったのではなかったかと、また、基礎年金番号導入以前については、1制度1番号ということがあまり徹底されていなかったのではないかと思います。
11361	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じあげません。		平成17年4月より、本庁から社会保険事務所へ出向となり、それから社会保険事務所の業務がなれてきた数ヵ月後には、問題の認識ができました。	社会保険事務所では、年金給付化に在籍しており、当たり前の業務ですが、窓口で裁定請求書の受付を行う場合には、丁寧にお客様より職歴の聞き込みを行い対応しました。 反省点としては、直接窓口(又は、裁定請求書を郵送されたお客様)に来られたお客様(及び配偶者)については、記録照会の対応ができたと思われますが、まだ、気づかれていないお客様に対して、年金記録問題についての理解を深めるような宣伝・声かけ(親族、知人等)等をもっと強く行うべきだったと考えます。
11362	地方庁	その他(社会保険事務局)	今後2年間で解決する問題ではないと思います。	長い期間で取り組む必要があると思われる。(例えば、5年とか、10年単位で)	正式な事業所名、所在地を本人が知らない場合が多く、突き止められない事情がある。	時間を掛けて、丁寧に探し出す必要があると思われる。
11363	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にないと思われます。	お客様からの問い合わせや記録の調査など、慎重に行わなければならないことなので、時間がかかることが多く、限られた人数では行き届かないし、時間もかかると思われます。人員の増員は必要と思います。 記録の調査をするための知識が行き届かないと思うので、全体として取り組めるように研修などを行えるとよいのではないか。	受給者本人が記憶があいまいであったために、いくつもの番号が本人の記録とされないまま、浮いているといった状況であり、勤め先を変えるたびに、新しい年金番号を取得していたことがやはり問題であったと考えます。当時の事業所の認識も甘かったと思われますし、社会保険事務所側としても、新しく年金番号を取得する際に慎重に行うべきであったと思われます。	年金の請求の際にには、請求者とできるだけ時間をかけ、記憶をたどっていただいて、すべての番号が本人のものと把握できるように努力しました。 自分の年金についてもっと関心をもってもらえるようにすることが大切であると思います。
11364	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	事務に精通した職員の確保を万全にする。	過去から現在にいたるまでの事務の灰汁が噴出している、4，5年前から知った。	コツコツ地道ながらも一つ一つ解決していかなくてはならない、事務に精通した職員がおおく対応すべきである。
11365	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
11366	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にございません。	戎用対効果や現場の処理能力(混乱しお客様には逆効果になる)を考慮し、地道に確認するほか無いと思います。	平成の時代になっても整備を要する記録が時々あり、地方庁では案件の都度、地道に補正処理を行うほか対処のしようが無いと認識していました。件数は不明ですが、整備されていない旧台帳記録があることは認識していました。国会やマスコミで大きく取り上げられてから詳しく知りまし	全件把握は知りうるべくも無く、地道にその都度確認のうえ補正する以外ありませんでした。未統合の年金番号(いわゆる宙に浮いた年金記録)の問題は、社保・事業所・本人それぞれが関係し合い、コンピュータ導入前から積み重なっている問題ですのでやむをえない結果であると考えて
11367	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	なし	現在の取組を根気よく続けていくしかない。	3年ほど前に新聞報道で知った。(当時は社会保険庁の職員ではなかった。) 外部から見ていても、5000万件の名寄せなどは、並的にも質的にも解決が極めて困難な問題だと思った。	年金記録問題が明らかになった時点では、社会保険庁職員でなかったので、この問いには回答不能です。
11368	地方庁	その他(社会保険事務所)			・基礎年金番号導入時以降、厚生年金の記録が番号だけのもの＝カセットのものが多々見受けられていた。この指摘に対し、導入前の庁の説明では、毎年1万件オープンしているので問題ないとの説明であった。その時点では庁の説明を信用して問題いしきは無かった。一昨年この記録が1400万件以上あることが公表され、その時点で事の重大さを認識しました。 ・当時の説明で1万件オープンなら1400年以上掛かる作業であり、ここにこの「年金記録問題」に主因がある。明らかに、基礎年金番号導入時の重要課題であることを庁が放置したことが最大要因である。	・上記、庁の背任行為とも取れる問題を未だに組織的に取り組むことなく、70万件をオープンして回答を得ていると上奏しているが、1400万件が未着手であることはどこにも出て来ない。 ・地方庁においては、オンラインデーターが頼りであり、今回の問題でお客様に対する履歴の聞き取りに重点を置き、データーベース化されていない記録捜索に奔走している。 ・そもそも、基礎年金番号導入時にも指摘したように、過去記録、特にデーターベース化されていない記録の収録が、何をおいても第一義ではないか。 ・第一線の職員は、そのツケを非効率な対応・作業に追われている。 ・反省すべき点は、基礎年金番号導入時、当時の厚生省(社保庁)と自治省とで、国民に対する番号導入で社保庁が先行したと聞いているが、十分な準備(今回の一連の問題)ができていなかった事が反省点ではないか。 ・残る1400万件のカセットオープンの見込、そのデーターの突合等を地方庁に早急に示すことが、反省を踏まえた対策ではないか。 ・もういー点、厚生年金の払い出し番号とデーターとの突合も、年金記録問題解消の一方策ではないかと、考察される。 ○地方庁(窓口)で対策できるメニューは限られており、社保庁が保有する情報を如何に高度利用する(できる)かが問われており、地方庁はその情報を基にお客様にサービスの提供が可能と
11369	地方庁	その他(本庁)	手番統合して再裁定した結果年金額が下がったため、おそらくは本人クレームにより手番統合を取り消して再裁定をやり直しているケースがある。その際の手番は未だ宙に浮いたままである。	本人が自分の記録で無いと主張する限り現行法上では手番統合はできない。 統合して年金額が下がる場合でも、特例的に年金額を現在のまま据え置くという特例法でも無い限り「最後の1手番まで」は不可能。ただしその場合、従前の法律で処理された方々との間に不公平が生じる。	問題を知ったのはH19年6月の記録問題発生時。 職員の不注意で未統合のままになっているケースは本当に情けなく申し訳なく思うとともに、制度発足当時の業務方針の誤りを痛感した。	当時は事務所窓口に出ていたので、わざわざご足労頂いて来所くださるお客様に対して心底ありがたく思った。誠意が伝わるように精一杯対応し、記録探しにも執念をもって取り組もうとした。 番号・名前(漢字)・フリガナ・住所・生年月日・事業所名などすべてが正確を期して管理されてこその年金記録であり、その点で制度発足時の業務方針はあまりにも甘いものだった。氏名変更等の届出もれを防ぐため、市町村・税務署など公的機関が密に連携して各種情報を授受できるような行政が望ましいと思う。
11370	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	年金記録を一つひとつ確認していくしかないと考えます。	平成18年に「私のリースタートプラン」に記入しました。	特にありません。
11371	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	承知している事案はありません。	このような問題が起きたことを深く反省し、お客様一人一人に丁寧に対応し、最優先課題として速やかに対応することが必要と思います。	このような問題があることは、記録問題として取り上げられた時に知りました。	一刻も早く解決できるよう取り組みました。 また、この問題の反省点として、記録を適正に管理するという意識が希薄であったことであると思います。
11372	本庁	本庁部長級以上	国会審議、報道等で知り得ている案件以外は具体的には承知していない。	大臣の指揮のもとに庁そしてその後継組織において計画的・効率的に全力で取り組むことが唯一の解決への道であり、その中で国民の意見がおおむね達成感ありとなってきた時期を逸さずにとらえて大きな政治判断を形成する必要がある。	本年夏にはじめて庁に勤務した関係から、本省の政策部門で見ていただけであるため、この問題が存在することを知ったのは年金制度にこれもはじめて携わった平成16年制度改革の国会審議からである。公的年金制度がその本質を超長期にわたる加入者保険料納付記録個別管理システムに置いており、半世紀以上前の制度発足以来、特に当時からの情報処理技術からみて、当時の行政官の思慮分別からは長期の適正な管理は無理としか言いようのない制度・政策であったのを、時の大きな政治判断として導入した結果でもある。一方において今日の高齢社会にあって年間50兆円を上回る公的年金給付を支給できているからこそ何とか社会的安定が保たれていること、そこに国民全体の期待がかかっている。国民の信頼を取り戻し、公的年金を未来に繋げていくことが政府の重大な責任であるとの思いにたって取り組んでいかなければならな	当時をふりかえれば、庁の仕事に携わっていなかった以上、当時の対応はありえませんでした。現在の考え方は上記にのべたとおりです。今後、新年金局と日本年金機構に体制が別れた後に将来に向けて次第に顕在化するであろう反省点として、健康保険・厚生年金の適用事業所基準やパートを含む非正規労働者の適用基準の曖昧さがある。これまで庁が行政庁であったがために第一義的にはその裁量に従うのが行政法的にはやむを得ずかつ正しかったのであるが、今後第一線を担う日本年金機構は行政庁ではなく、曖昧な裁量で収める権限がないために、その明確化が新年金局に重い課題としてのしかかってくることである。この周辺での年金記録問題が第三者委員会にも多いのではないかとも推察される。抜本的な新所得比例年金制度とその実務の検討の中で国民健康保険との関係も含めて回答を見出していかなければならないと思われる。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11373	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じません。	現在行われているとおり、宙に浮いている年金記録の持ち主を特定を急ぐことが必要ですが、文書を郵送する方法とあわせて訪問、電話等により、聞き取りなど行ない、本人の記憶を呼び起こすきっかけを作ることで得られることもあるのではないかと思います。	以前、支払調整係で再裁定の業務を行ったことがあり、年金記録の訂正などが存在することは知っていましたが、限られた方に存在する問題と思っており、今のように影響の大きな問題であることを知ったのは報道されるようになってからです。	年金記録問題として報道が行われ、またねんきん特別便が始まった時、現在の債権調査課に所属しており、年金受給者やその家族の方と直接電話対応することが多い部署でしたので、電話ではお叱りや年金制度全般への苦情や不安などがあり、お詫びするとともにわかりやすい説明を現在まで行っております。 この問題の反省点は、一人一人の認識不足にあったと思います。例えば年金記録に登録する一字の相違から別人の記録となり、その方が数十年後に受け取る年金が少なる可能性があることを認識できなかったことです。年金は長期に渡って記録を保有し、年金としてお支払いするものですので、今回の事で改めて小さな間違いが大きな問題となる責任を感じました。
11374	本庁	その他(本庁)	特にありません。	年金特別便や定期便のご回答を元に記録を正しく整備する。また、記録がおかしいと思われる方をシステム的に抽出し、個別に確認をとる。	複数の年金番号を持っている方がいることは、業務を行っていく中で知った。平成14年頃。	複数の年金番号を持っている方がいることは認識していた。年金請求の時に記録を確認のうえ、統合を行うという認識でいたが、今考えると非常に甘い認識だったと思う。
11375	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		請求人の主張する期間について、もし具体的な証拠がなくても、前後の記録や職業歴から妥当性が有る場合には、容認の方向で検討する。	年金記録問題について疑義が有ると知ったのは、前安倍総理時代であるので3年前と思われる。年金は日本の社会保障制度の根幹を成すものであり、その記録には不備があってはならない。	年金記録については、現場においては実働職員の作業を監視する管理職員が常に再チェックする体制の確保が必要であった。記録は人間が行うものであり、誤りがあって当然とする認識が必要である。 本庁にあっては、全国のいずれの部署であっても、記録に少しでも誤りがあったと分かった時点
11376	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	ない。	過去分については、国民が納得しておるのであればどんなに費用がかかってもとことん調べるのも今となっては仕方ない。 今後、将来分について同じ過ちを繰り返さない仕組みにすることが大事。	これまでの人事慣行からすれば、我々数理職員は現場を知ることがないので、記録問題に直接関わることはない。 しかし、未だに年金の数理計算に必須である「待機者統計」が真っ当に取れないのは、これまで事務処理の仕組みが、1人の者が複数の記録を持つことを事実上許してきたからであり、そのことがそもそもの記録問題の始まりであったと言っていいと思う。 数理側は、かなり以前より、年金記録をきちっとした上で待機者統計がとれるようにしていただけるよう、業務課・業務センターに御願いしてきていたが、業務処理の在り方の根本的な見直しにつながる話でもあり、真っ当に取り合ってもらったことはない。 統計業務は、センターの中ではついでにやっているような扱いであった。 統計の集計結果から記録の不備につながるものが見つかることも少なくないと思われるので、もう少し統計業務を大事にしていただけたらと思う。 (今でも、業務側の制約から統計が思うように取れないことがある。業務に合わせてとれる統計を取っているのが実情だからである。)	上述の「待機者統計」や同じく数理計算に必須の被保険者の分布統計の全数化について、小職が業務センターの統計担当在籍中に、年金局数理課からの要望として担当に取り次いだが断られた。 しかし、当時としてはどうしようもなかった。
11377	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	とくにない。		三鷹指導課に在籍していたときに原簿調査のプロジェクトに在籍していたので、II期移行時(統一システム)からの不具合およびデータが正規化されていない(住所はNKF以外でも各制度にて保持など)データの存在を知った。	まずは調査だけ行えるように関係各課に調整をしたが、諸般の事情で全ての調査プログラムの作成はできなかった。
11378	地方庁	その他(社会保険事務所)			わからない	わからない
11379	地方庁	地方社会保険事務局長	知りません。	最重要課題として記録問題の早期回復に向けて、自らも含めて職員と一緒に努力することが必要であると考えています。	「未統合記録約5000万件」が公表されて、問題の存在を認識しました。 信頼の回復のため、確実に記録問題の解決に努力することが大事であると認識しました。	忙しい職場ではあるが、記録問題の早期解決は最重要課題であること、通常業務をやりながら記録問題の解決に向けて努力することについて、その方法等も含めて、職員に向けて意識喚起を随時行なってきています。
11380	本庁	本庁部長級以上	平成21年3月の「年金記録問題のこれまでの取組と今後の道筋」にすべて網羅されてると考えています。	これまでの方針に従って地道に努力を重ねることが肝要と考えています。 日本年金機構設立に伴って本庁・地方庁ともに人材が失われることから、今後、正確な事務処理を担えるスキルの育成に一定の時間をかけることが必要となるため、性急に結果を出そうとすることは、新たな問題を生じさせるおそれが高いと考えます。	基礎年金番号を附番した際に、未統合記録が存在していたことは、平成16年頃には承知していました。このため、複数番号を持っている方を解消すべく、平成10年度から年次計画による対応が行われていることも承知していました。	平成16年当時は、国民年金保険料納付率の向上が最も重要な課題と認識していました。 そのような中でも、年金記録については、上記の取り組みに加え、年金個人情報を直接すべての加入者に送付し、知っていただくことがなにより重要と考え、58歳通知、裁定請求書ターンアラウンド、国民年金保険料の社会保険料控除証明書の発行、インターネットによる年金個人情報提供、年金定期便の検討などの施策を講じました。また、誤りがあれば事務所においてご相談をいただき訂正していく必要があると考え、そのため、社会保険事務所に記録相談専用窓口を設ける年金記録相談特別体制を敷くこととしました。この特別相談窓口での状況について本庁に分析チームを置き、問題の早期把握ができるようにしました。 なお、現在は徹底的に行われていますが、当時、改めてデータの全体状況の把握を行っておけば平成19年に特別便によって実施した施策を発想することができた可能性があると思います。 この点についても、現在は政府方針に盛り込まれています。
11381	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		一件一件、不明な記録がなくなるように職員一丸となって対応するしかないと思います。	記録整備において、台帳からさがしていたが、台帳が見づらかったり、漢字氏名の読みが誤っていたりしていたので、記録を探すのは時間がかかると認識していた。	漢字氏名は、あらゆる読みであてはめ、本人の申し立ての記録を探していた。
11382	地方庁	その他(社会保険事務所)	手管理時代に裁定済者の厚生年金年金記録で、複数の職歴があると思われるケースも一本にくっついた記録になっている。 さながら、形のはっきりしないピースをつなぎ合わせるジグソーパズルの様で記録整備作業が大変困難。 古い払出の厚年手番の記録がWMに収録されていないケースがある。 既に記録統合済なのか、そうでないのかが判らない。 マイクロ化されていない紙台帳がある。一080で検索できない。一知らない人間が調査する「と該当	地道に作業するのみ。	手管理時代のことならありえる話だと思った。 マスコミで報道されてから。	但々可能な限り地道につなぎ合わせていくのみ。 本来リアルタイムで解決していくべきことを先送りしたつけが回ってきた
11383	地方庁	その他(社会保険事務所)		急がず時間をかけ丁寧に取り組むべきだと思います。	職員が一丸となり至急取り組むべき大きな問題だと思いました。問題を知ったのは報道された時です。	お客様への丁寧な対応を心がけました。
11384	地方庁	その他(社会保険事務所)	昔は在職老齢の制度がなかったため、60以降に就職するさい、わざと別年番で加入する人が多数いたということを、先輩から聞いたことがある。	今となっては、もうどうしようもないと思われる。記録もれは、すべて社会保険事務所が悪いというスタンスですので。	基礎年金になる前は、特に気にしたことはなかった。 ただ、今でもそうですが、取得届を出す際、年金番号を記入してこない事業所は多数あります。	今でも、事業所には、年金番号の確認はしつこくうったえていますが、 事業所また被保険者にも自覚のない人がだいたすうです。 また、大昔、紙台帳をデータベース化するときが、あまりにもおおざっぱだったとおもいます。
11385	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	今現在、適用課に所属しておりますが、人員増が早期問題解決の第一の対策であると思います。	今まで担当課を経験したこともなく、年金記録問題を知ったのはマスコミ等で報道されてからです。	年金記録が現在問題になったのは、今の私たちからすれば、やはり記録の管理の問題であると思います。昔のように一人にいくつも番号があれば、そしてそのことを認識していなければ当然このような問題が起こることはわかっていたのではないでしょうか。 今は、窓口でお客様に対してとにかく丁寧に説明すること、ご理解いただくことに尽くしています。
11386	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません	現行進めている方策でよいとおもいます。	このことを問題と考えること自体ありませんでした。知った時期は、明確には覚えていません。	組織として示された対応策に沿って忠実に行動しました。
11387	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	特にありません。	基礎年金番号への統合もれから生じる記録問題。 3年ほど前から。 年金の裁定請求が、本人からの申請によるという点に固執するあまり、裁定時の統合処理も不完全であったと思われる。	基礎年金番号統合時の徹底。 裁定時の記録の洗い出しの徹底。この2点を最重要視する。
11388	本庁	その他(本庁)	なし		年金記録問題は平成17年頃に地方の社会保険事務所勤務にて知った。当時の認識は、年金請求時に複数ある年金番号を統合していた事務処理の中で、統合が漏れたまま裁定されてしまう受給者がいる問題と認識していた。	当時の認識に対して、年金請求の部署に在籍していなかったため、対応は行うことが出来なかった。 反省点として、年金請求時の統合処理について、自己申請の制度を遵守しながらも、各自の年
11389	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	既に取り組んできているねんきん特別便、定期便の事後の事務処理を迅速にかつ着々と取り組むしかないと思います。	基礎年金番号の導入後、数年経過したにもかかわらずに厚生年金と国民年金が未統合のものが相当数あるということが年金記録問題の中身と当初理解していました。 現存ファイルに旧台帳等の記録が反映されていない記録があるという事実を知ったのは、今の年金記録問題が報道されてからです。 この双方ともご本人にすれば年金の受給権や年金額に影響する大きな問題であり、解決を急がなければならない問題と理解しています。 基礎年金番号導入後の未統合の問題は通知そのものが事業主や国民の皆さんに十分理解されておらず、厚生年金と国民年金記録が未統合になっているものがある他制度番号を有する方が提出すべき基礎年金番号通知の切り取りはがきがどこまで理解されていたか、広報が十分なものであったか疑問があります。 私は年金記録問題は基礎年金番号導入によって、未統合のものがあるということと理解していました。 現存ファイルに旧台帳等の記録が反映されていない記録があるというようなことがあると知ったのは、今の年金記録問題が報道されてからです。	基礎年金番号導入後は、資格取得届の受付、処理の際には業務取扱要領等に示されたように対応し、また窓口等でも事業主等に説明をし、複数番号を有する方の統合に努めてきたと思います。 結果として未統合が多く残ったのは、当初の広報や、事務所での説明が不足していたことと、年金裁定の際に職歴を確認する際に最終的に整理される問題と考え、未統合者への事後フォローが不足していたためと考えます。 旧台帳等の記録が現存記録にもれていること自体、私は今回の問題発覚前は知らなかったため、過去に何かに対応、努力は何もしていません。旧台帳等の中身、意味などに関心すら寄せなかったことが、私の反省点です。 未統合、未反映記録の双方について、ねんきん特別便について、電話や窓口対応のなかで、より丁寧に対応し信頼回復に向け努力したつもりです。 今後は、事務処理全体の歴史や流れについて理解し、現在の仕事を進める必要があると思いました。
11390	本庁	その他(本庁)				
11391	本庁	その他(本庁)				
11392	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません			

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11393	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	年金記録問題にかかる対応が開始されて以降の具体的な実施事業について、現状の正確な実態把握（例えば、完全完了、一部完了、完了するも懸案事項あり、継続中（完了時期？）等）を行い、この問題の着地点をどのように考えるか、完全な記録整備の終了が望めるのか、否か・・・等を明確に表面化させていくことの検討が必要ではないかと考えられます。 年金記録の整備及び管理には、相当の費用、人員、人材を必要とする事業であることから、年金記録の『過去・現在・未来』にかかる対応の優先順位を定めた上で対処していくことが大切であり、関連する関係先との十分な連携を構築していくことが望まれます。	年金記録管理の一部について、確認や整備が不十分な記録が存在しており、個別具体的な整備等は日々の業務の中で、また、システム対応等により 一括整備処理としていろいろと行われていた現場の状況については、業務センターに配属され、支払業務についた平成3年頃以降、業務の内容理解が深まるとともに、年金記録の管理実態に様々な問題があることを認識するようになりました。 平成17年夏以降には、58歳事前通知にかかる記録整備業務を直接担当することとなり、年金記録のもれや誤りにかかる調査、確認、補正処理の現場から、年金記録に関する世の中の進捗とその思いに対応する庁やセンターの具体的な進捗との隔たりが感じられました。 年金記録問題は、年金制度の歴史の中で生まれ、育まれてきたさまざまな現実が、具体的な形で一度に集中して表面化したことが問題のひとつと認識しております。	年金記録問題における記録整備（調査、確認、補正処理）の現場担当として、記録整備業務が委託業務であることから適正な事務処理と品質の維持、確保を業務調整の重点として捉え、回答処理の促進に向けて対応いたしました。 年金記録問題の対応については、記録整備業務のみならず、企画サイドと現場サイドでの情報（認識）の共有化が求められるところと考えられます。 また、具体的な事業の実施にあたっては、計画的、長期的な処理時間（期間）の想定及び処理体制のマスタープランの決定が必要であり、決定に際しては、常に現状の正確な実態把握に基づくものであることが求められると考えます。
11394	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知らない	年金記録の全面的解決は、不可能と思われるので、最後は、政治的決断により解決するしかないと、思います。	年金を請求する際に、請求者の話をよくきき、記録に漏れがないように、徹底的に調べているものと思っていたので、ずっと問題とは認識していなかった。 認識したのは、3年くらい前に、この問題が国会等で取り上げられてからです。	年金記録を媒体に記録する際に、将来、この記録が重要になることを思慮せずに記録、保管してきたこと、また、年金記録の記録媒体が替わる際に、やはり記録が重要であることを意識せずに、安易な方法で媒体の切り替えを行ってきたことが、問題だと思います。
11395	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	特にありません	すべての紙データを画像化して、高年齢者から優先的にコンピュータ記録との突合せを実施することは有効な手段と考える。	昭和50年代のことであるが、年金決定事務（裁定）を担当していた同僚から「厚生年金の被保険者証を1人で13枚持っていた請求者がいた」との話を聞いた記憶がある。履歴・職歴をご本人がしっかり管理していかないと抜ける期間が出るかもしれないと感じたことを思い出します。 また、平成9年の基礎年金番号導入に合わせ、平成10年～18年頃まで名寄せによる番号統合のためのお知らせ等をお送りしてきましたが、回答のない方が相当おられたと聞いております。関心を呼び起こすような工夫が足りなかったということでしょうか。	国民年金創設期の議論に、1人1番号制の必要性があったと記憶しており、また、制度改正等の折々に統一年金番号管理の議論がされたが、結局は総背番号制の議論にすり替えられ、長い間実現しなかったと認識しています。 そのような中で、平成9年からやっと基礎年金番号導入を閣議決定で制度化することが精一杯でした。 そのような反省をしてみても、今から元に戻れるわけがなく、現在の情報処理の技術水準の頭で当時の未熟な事務処理を批判されることには、やるせない気持ちでいっぱいです。 早く社会保障番号制を導入し、他の社会保障情報と整合のとれたサービス提供や記録管理を実
11396	地方庁	その他（社会保険事務局）	わかりません	確実に一からひとつづ	いつ頃からかは、忘れましたが、自分の問題として捉えてました。	できる範囲で、一件一件確実に処理（説明）するように心がけました。
11397	本庁	その他（本庁）		記録の関係等に熟知した経験者を集め、一気に整理して解決すべきと考えます。また、氏名索引等で処分され日本年金機構に採用されなかった者のなかにも熟知している者がいる可能性があるので、もっと活用すべきかと思う。	年金の記録がわからなくなっている人がいるとは、知りませんでした。きちんと管理されており、根本的には全部本人の記録は本人の基礎年金番号に反映されていると思ってました。記録問題を知ったのは、新聞やテレビで報道されるようになり、存在を知りました。本人が一生懸命収めた記録が反映されないような年金システムはあってはいけないと思います。	記録にかかわる業務に携わっていないので、直接対応はしておりませんが、携わる職員が仕事をよりやりやすくできるようサポートをしてきました。記録問題に関しての反省点としては、やはり記録の管理の仕方に問題があったのではないかと思います。年金は年金をかけだしてから、40年後に受け取ることになるのですから、年金の記録を管理することに関して、もっとしっかり管理しないといけなかったと思います。
11398	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	これまで世間一般に知られている内容以外について、知っている事象は特にございません。	社会保険事務所にいた経験からは、記録確認の申し出のように、申し出のあった内容や事実確認を本人証言や市町村に対する確認等により、着実に実施し、オンライン記録との確認作業を地道に行っていく方法が結果的には一番いいのではないか、と考えております。	年金記録問題の発端は、自分が入庁する以前のかなり昔からの事実関係を確認していく必要があるため、国民年金や厚生年金の歴史的な背景を把握して処理にあたらないと解決は困難な問題である、と認識しておりました。 また、問題が存在することを知った時期としては、国会や週刊誌等で年金記録問題に関する指摘が増え始めた時期と同じ時期であると思います。	市町村や事務所内部での処理手続きの流れや方法を一つ一つ確認をしながら、調査をしていく必要があるが、適正な給付金額を算出するためにも、ここは職員が一丸となって対応していく必要があると考えています。 また、特に過去の事務所内部での手続き方法や事務処理に関しては、若手職員だけでは把握が困難なため、場合によってはOBやベテラン職員が主として記録問題に対応していくことも必要だと思われます。 「本庁、事務局、事務所」において、重視すべき事項や優先順位の考え方において相違があったのではないか、という点を反省点として考えております。
11399	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			入庁当時から業務送行している中で、年金手帳の番号を複数持ってる方が多くいるなどのことは知っていた。しかし、裁定時に整備できることも知っていたのであまり大きな問題と捉えていなかった。しかし、基礎年金番号導入時に相当多くの方の記録が存在しており、名寄せ作業の重要性を認識した。それでも予算に制約があり、大掛かりな対応ができなかった（しなかった？）と	基礎年金番号導入時に、組織を挙げて、もう少し大掛かりな対応を検討すべきだったと思う。
11400	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし		平成9年に基礎年金番号を付番したときに、相当の過去記録が存在していたと聞いていた。この記録については、時間をかけて基礎年金番号に統合するとのことであった。 当時の認識としては、年金の裁定の際に、全ての記録について調査していたため、これほど大きな問題になるとは思っていなかった。	当時の私見としては、オンラインに収録された記録も紙ベースの記録も同じ年金記録であり、裁定時には統合されるためそれほど大きな問題であるとの認識はなかった。 19年に年金記録問題とされた時に、オンライン記録で基礎年金番号に統合されたものだけが加入記録であり、統合されていないものは、「消えた・宙にういた年金記録」とされてしまった時には、違う気がしたが、もっと早い時期に、過去記録の整備に着手すべきであったと思う。
11401	地方庁	社会保険事務所課長級以上	社会保険庁のみの問題だけでなく、市区町村同士（住所変更時）のデータの突合ができていないケースが存在する。	基本的には、経験者の増員（マンパワーが必要）である。自治体の協力（窓口）の拡充（以前は、自治体が窓口でありお客様が訪問しやすい環境を整える）。	当然、完璧に管理されているものだと認識していました。ねんきん特別便を送付してからというもの、職員としても大変ショックを受けました。	お客様の立場になり、出来る限り確認を行い又、市区町村への照会を行いました。それでも、確認のできないお客様にたいしては、第三者への申立を行える旨を丁寧に説明し対応しました。
11402	地方庁	その他（社会保険事務所）			過去の記録を詳しく調査する必要があると思った。	詳しく調査する必要があると思った。
11403	地方庁	その他（社会保険事務所）			いずれ起こりうる問題。勤め先が変わるたびに年金手帳の番号を新規で払い出しされたり、1つの年金手帳の番号を引き続き使用していくという意識が薄い（事業所担当者含め被保険者）。周知不足。	反省点：年金制度の周知・広報不足、年金手帳の取り扱いの意識の薄さ
11404	地方庁	その他（社会保険事務局）				
11405	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	時間はかかるが1件ずつ潰していくしかないと思う。	①二重付番などで複数番号を持っている人が、未統合でいる。 ②会社都合などにより標準報酬月額が本人が知らない間に変更されている。	①複数番号を持っている人は、積極的に周知して早期統合する。 ②本人が知らないうちに変更されることについては、事業主任せにせず、標準報酬の変更が出た場合は、社会保険庁側から本人に通知する様にすれば本人もチェックできるのではないか。
11406	本庁	本庁課長・室長・企画官以上		かって市町村が保険料収納していた時期には、住民の年金相談に的確に答えるために住民基本台帳にぶら下がっている国民年金被保険者名簿のファイルに「他年金番号」欄を設け、被保険者から提出された厚生年金被保険者証により確認した厚生年金の手番を複数収録している市町村が存在した。その多くは統合されていると思われるが、結果的に無年金となった者などについては、未統合のままとなっていることも考えられることから、他年金番号を収録しているデータを提供して貰えれば、未統合記録の統合を進めることができるのではないかと思料する。	我々の使命は、国民の血と汗の結晶である大切な年金記録を適正管理することであり、記録管理に万が一でも遺漏があってはならないと思っていたし、今でもそう思っている。①未統合記録に関して言えば、年金相談の時に、転職するたびに厚生年金の手番の払い出しを受けて複数枚の厚生年金被保険者証を持っている人が少なからずいることを知り、そのたびに記録統合をするよう説明してきたし、基礎年金番号制度が導入された後においても20歳で付番されたはずの基礎年金番号を未記載のまま資格取得届を提出する事業所が多く、その度に20歳時に付番された基礎年金番号を確認し、重複取消届を提出するよう指導してきた。年金記録問題の解決方策の一つである疑重複番号の解消に当たって、該当被保険者宅を戸別訪問して家族に説明し、重複取消届と返信用封筒を手交して提出するよう依頼したこともあったが、それでも提出しない被保険者がいることに遣る瀬無い思いをしたこともあった。②氏名等が収録されていない年金記録等	我々は国民から信託を受けて、国民の血と汗の結晶である年金記録を管理しているのであって、年金記録に不備があってはならないし、不備記録が判明した時は、速やかに是正すべきであるという認識の元、年金記録問題の解消に努めてきた。 現時点で見た反省点としては、未統合記録については、制度毎に別番号で記録管理していたことが大きな原因であり、イタリア在住の作家塩野七生が言うように国民背番号制度を国民年金制度ができた時に導入し、政府管掌である厚生年金制度と国民年金制度については、年金記録の一元管理を行うべきであったと思う。
11407	地方庁	その他（社会保険事務所）	特にありません。	人員を集中して地道に、丁寧に、出来る限り迅速に対応するしか無いと思います。	平成9年の基礎年金番号導入時に、疑重複が大変多かった記憶がありますが、年金請求までの間に記録が整備されると認識していました。	お客様から申出をいただいた加入期間調査等を通じて、出来る限り早急に記録を統合・整備するよう対応しました。しかし今思えば、最終的に年金請求時までに記録が整備されれば良いといった誤った感覚が、組織全体にあった気がします。
11408	地方庁	その他（社会保険事務所）			もっと早い段階で名寄せ作業をおこない、統合処理を進めていればよかったと思う。平成14年に厚生年金期間調査業務をしていたときに本人の申し立て以外に、氏名索引により、その人のものと思われる記録がでてきても、本人が思い出せず、本人に会社名等の細かい情報を伝えることができず、未統合のままになってしまっていた。	本人が申し出ていない会社について、こちらから教えることはできないと引継ぎをうけていたため、積極的な統合処理ができなかった。未統合記録をなくすための本人と断定するための判断基準についてもっと早く全国的なマニュアル等があればよかったと思う。
11409	地方庁	その他（社会保険事務所）			現在の記録問題を認識したのは、平成18年ごろであったと思います。それ以前は、基礎年金番号導入時の手番統合もれが主な要因と考えておりましたが、様々な報道や事例を見聞し社会保険職場の入力作業誤り等を認識しました。	窓口や電話の対応時にお客様にわかりやすい説明を心がけました。また、wmに登録されているであろう氏名や生年月日のみでの判断ではない検索をしました。早い段階で、名寄せ作業を行い、お客様に送付すべきであったと思います。また、以前は年金請求時点での申請主義が当然でありましたが、年金請求時点での行政からの情報提供が必要であったと思います
11410	地方庁	その他（社会保険事務所）	事業所から保険者への届け出内容を被保険者が知りえないところが問題だと思っていましたが、定期便により加入者へ情報を提示することにより情報の確認を確実にできるようになったため、他の問題点については現段階ありません。		年金記録問題として表面化する以前、記録を更新するという認識において 適正な運営・確認・管理を個人レベルで行ってはいけないと考えていました。 年金記録問題として表面化した後、統一的な認識の下業務に当たっていない場合に、信頼を損ねる問題だと認識しました。	全体の共通認識を踏まえ更に経験上の事柄も含め説明に当たっては、曖昧さを残さないよう努め、且つ業務送行においても個人の独断で行うことのないよう注意し、正確に処理することを心がけました。 アンケートが遅くなり申し訳ありませんでした。
11411	本庁	その他（本庁）	ありません。	ひとつづつ一歩一歩地道に確認作業を進めていくしかないのかと思います。 早期解決を望む世論でしたら、第三者委員会の基準を緩和することになるかと思います。	年金受給の裁定時に年金記録を確認していることにより、記録問題の認識はなかった。	上記のとおり裁定主義の考えと昔からの記録の管理の甘さ及び制度の複雑さが反省点だと考える。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11412	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	今の取組み方法よいと思いますが、本人がいつでも自分の記録が確認できるようなシステムの構築が必要と思う。 現在検討されているようなインターネットでいつでも自分の記録が確認できる仕組みも有効と思うが、お年寄りに対しては、やはり年金定期便とか年金通帳などのよりわかりやすい方法の検討も必要と思う。	基礎年金番号の創設を受けて、かなり時間があっても過去の記録の未統合記録が出てくるケースはあったと思うが、具体的な問題の存在を知ったのは平成19年の頃から。	厚生年金、国民年金の資格取得の際は、その被保険者に他の未統合記録がないか調べた上で処理をする。 被保険者自身への通知(告知)が不足していたと思う。 特に厚生年金については、事業主とのかかわりが強く、被保険者自身との接点が事業主任せになっている点にも問題があったと思う。 この点については、(7)の設問に戻るが、被保険者(受給者)がいつでも自身の記録を確認できる方法の構築がベストだと思う。
11413	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	承知していない		年金記録問題を承知したのは、この問題が世の中に知られることとなった時期と同じと考えます	ねんきん定期便をもっと早くから実施して記録情報をお客様に積極的に開示すべきであった。 記録管理を重要な業務と位置付けて、記録管理の責任の所在をはっきりさせ、記録管理ファイルの点検などの業務を行うべきであった。
11414	地方庁	社会保険事務所長	特になし	現在行っている取り組みの継続	複数手番を持っている方、生年月日を偽って加入している方等、本人からの申し出のみに基づいて資格取得させてきたこと。 昭和55年頃以降、厚年適用担当、期間照会担当及び年金給付担当をしているとき	年金請求時に、丁寧に職歴を聞き取り、記録の漏れがないように努めた。 厚年資格取得時に過去の職歴を確認し、複数の手番を持たせないような取り組みを行っていなかったこと。
11415	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	時間をかけてたんたんと被保険者の方に確認いただく投げかけを継続していくしか方法はないと思う。	年金手帳の二重払い出しなどは事務所の窓口で起きているのは日常茶飯事であったと思う。いずれ年金受給の手続きの際に確認すればいいという無責任な対応が原因であったと思う。	決められた要領にもとづき処理を行っていれば生じ得なかった内容であると思うので、規則遵守の姿勢が大切だと思う。システムも例外処理をあまりに許容したため、本来かけるべきチェックがかからず意味のないものとなっていたのではないかと思う。例外処理を認めない厳しいチェックシステムを構築すべきだったと思う。
11416	本庁	その他(本庁)	特にありません。		浮いている手帳記号番号がたくさんあるとは感じていたが、年金請求時にかなり整理できていると感じていた。ただし、氏名索引で本人と思われる手帳記号番号が出てきても、本人が会社名を思い出せないため、本人のものと判明させられないものもあり、残念に思っていた。	浮いている手帳記号番号の中にある会社名を本人に伝えられなかったが、当時は、誤って他人記録を統合してしまう可能性を防ぐため、仕方がないと思っていた。現時点では、もう少し時間をかけて本人記録に結び付くように時間をかけて話をきくことも必要だったと思っている。
11417	地方庁	その他(社会保険事務局)			未統合手番記録を放置していた社会保険庁職員の怠慢。多数存在するであろうことは、平成15年頃に初めてWMによる事務処理に携わった時に感じた。具体的な数字は、5000万件と報道された時に知った。	主に事務所の国民年金業務課の時に対応していたが、未統合手番が基礎年金番号に統合できるようとにかく丁寧に対応しようと心がけていた。 この問題の反省点は、平成9年の基礎年金番号導入後、未統合記録をいつまでも放置していたことだと思う。
11418	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にございません。	WMの検索機能の充実、未入力事業所記号入力などが必要と思います。	報道が盛んに行われるようになってから問題を認識しました。それまでは、特に問題を認識しておりませんでした。	信頼回復に向けて、できうる限りのことは、してきたつもりですが、今後も引き続き行っていこうと考えています。
11419	本庁	その他(本庁)	過去の問題については、すでに表面化している問題しか知りませんので、今後の生じるであろう問題について記載します。 資格取得届、国民年金免除申請書、裁定請求書などといった年金記録にかかわる重要書類の保存期間が永年保存等長期ではなく、そのほとんどが数年で保存期間終了により廃棄されます。 現在、記録問題により書類の廃棄は厳しく制限されていますが、記録問題が収束後また以前のように保存期間を短く設定すれば、年金記録確認のための証拠となる記録が電磁記録のみしかない状況になってしまいます。 これでは、また20年、30年先に今回と同様の年金記録問題が生じるのではないでしょうか。	事務所に届出される大量の書類を保管する設備と、適切に管理整理する専門の部署が必要です。	組織の問題だと感じてました。 平成3年の入庁当初から、裁定請求前の窓口相談などで氏名生年月日の無い資格記録や資格記録が無かったり等の不備である記録が多数あり、なんら問題のない記録の方がむしろ少なかった。 社会保険事務所在籍当時、地方組織には記録を管理する部署もなければ、記録管理に関する方針すらなかった。 また、資格取得届等の保存期間が経過すれば破棄されていた。 記録を管理するのが主業務である官庁にもかかわらず、倉庫等の保管場所も貧弱であった。 地方では県保険課・国民年金課と事務所庶務会計・徴収課を行き来するエリート組とそういった部署に縁のない事務所の給付や適用部署のみ異動する非エリート組の二重構造になっており、非エリート組の部署からの現在の記録問題につながる提案は相手にもされなかったし、そもそも給付や適用関係の職務経験に乏しいエリート組みで構成される上層部には理解できない問題であった。	台帳や届書等の保管について、保存期間の延長や保管場所の設置を上部に提案をしていたが、あまり重要視してもらえなかった。 いま思えば、もっと積極的に提案しておけばよかった。
11420	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成9年1月に基礎年金番号に統一したときに、被保険者の記録を正確に確認し、手番の統合処理をするべきであったし、本人の記録かどうかも含めもっと慎重に行うべきであったと認識しています。そのような問題が存在することを知ったのは年金記録問題が大きくとりあげられてからです。	窓口において、相談こられたお客さまの声に真剣に耳を傾けたり慎重に漏れている記録を調査したり努力しました。過去にもっときちんとした対応を常に心がけていればとか常に危機感をもって仕事をすべきであったという点が反省点と考えています。
11421	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題は、世間で騒がれ始めた頃に知りました。年金記録がここまで抜けているものだと思いませんでした。	早急に、本人記録のものは、判明させて年金受給額に反映させるべきだと考えます。また、現段階で、年金受給額への支払までに相当の時間を要してるので、早急に支払いできるようにシステム的に変更できないかと考えます。
11422	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	記録問題について、社会保険事務所への経験がなく、記録統合後のものを再裁定で処理しているため、世間一般に知られていない問題がどのように、また、どれほどあるのか、わかりません。		過去の処理が自分目線での処理対応としか考えられないとおもった。その場しのぎでやってきたことが、今日の問題となったのではないかと思う。現場を無視した制度改正や体制も問題かと思う。報道とかで問題になるまで、実際に知らなかった。	自分としては、記録問題での受給権者原簿の訂正を1件でも多く正確に行うよう努力をしている。もっと現場をみた制度つくりをしてほしい。
11423	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	承知していません。	1件1件丁寧に対応していく。	今回の事象が表面化したときに知りました。今までできちんとやってきたと思っています。	問題を真摯に捉え、1件1件丁寧に解決しようと思いました。 基礎年金番号が導入されたときに、徹底した広報等が必要であったと思います。また、資格取得時に戸籍謄本等の確認が必要と思います。
11424	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	一般に知られていないかはわからないが、記録管理の歴史上(業務運用面・当時のシステムの能力等)から、記録情報を略式管理していた時代がある。 ・事業所の名称(オール0) ・取得年月日や喪失年月日の日の部分 ・現存被保険者ファイルと喪失被保険者ファイルの相違(生年月日等)	上記については、特に整備等の必要はないと思われるが、記録問題と同等の認識される恐れがあるため、記録管理の歴史をしっかりと把握、周知しておく必要があると思う。	最終的には年金給付に結びつけるという生涯永久の記録であるという、重大な認識不足、過去からの記録の管理基準の曖昧さからくる業務怠慢等による不具合を積み重ねたもの。将来の対策はしているが、過去のないがしろにしていたもの。 ただし、過去の歴史上でやむを得なかったものや、発展途上のシステム能力の限界、本人都合による記録の流動性などを考慮すると、管理は大変厳しい状態にあったのではないかと想像している。	法律改正や、新しい事務処理やシステムが確立した際に、将来の記録だけではなく、過去の記録をどのように取り扱うか、今後どのように管理するかを明確にしてこなかったことが、反省点と考えるが、当時の状況がわからないので、一概にはいえないところです。 ・法律改正に伴う業務運用変更やシステム開発(ふた締め開発)後の、過去の記録やデータの取り扱い方法を明確にしていないこと ・本人に協力を得なければならない場合の基準策定を明確にしていないこと(本人に不利益となるものの判断年金額かそれ以外か等) ・これらをどのように世間に周知するかを検討し、実施していないこと 上記は、一般的な反省点であり、当時の担当者の対応が大変不甲斐ないとは感じるが、当時どこまで対応できたのかについては、現時点から一方的に判断することは、難しいと思っています。
11425	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	【本人の届出どおりの収録(戸籍も同様)を行ったもの】 ・氏名(漢字)の不具合 ・生年月日の非実存日 【年金給付に影響がないことから簡易な入力チェックとしたもの】 ・被保険者の資格取得・喪失年月日の「日」は1～31日なら可 【経費節減等の観点から、業務上特に必要のない項目として入力を省略したもの】 ・32年10月より前の事業所整理記号は入力省略	当時(オンライン化前)の記録管理としてはシステム仕様上正しい、業務運用上正しいとしていたものであるため、特段の方策は必要ないと考える。 (過去のすべてを否定することは何の解決・前進につながらない) 「何をもって『正』とするのか」が今後の大きな課題であろう。	基礎年金番号導入時、お客さまからの回答率があまりにも低かったことから、相当数の記録が誰のものか(ご本人のものか)確定できなかったと聞いている。 虫々と照会や照合を行ってきてある程度統合できたが、その途中段階として世の中に数字が出て行ったものと認識している。 そもそも全国民に記録をお知らせし確認いただく思想があり動き出した矢先だったが・・・。	十分な周知・広報が出来ていなかったことは反省すべき。 根本的には「紙台帳から磁気テープ」「台帳・磁気テープからオンライン」といった常に「日本で初めて」のことを実施してきており、その時代時代の整理があったことが問題ではあったと考える。 しかしながら制度上「ご本人の申請により」登録処理等が行われたことや当時の体制では妥当性検証に限界があったこと等を踏まえると発生して当然という思いも正直ある。 当時から意識改革を行っていれば、制度改正が出来て、十分な予算取りが可能だったのかどうか、今となっては分からない。 今後台帳との突合や定期便でのご本人様確認が加速していくが、そのことによって新たな記録問題を生み出さないよう、しっかりした意識が一人一人に必要となるだろう。 『宙に浮いた1件』をどうするかではなく、「お一人の記録」を正しくする』ことが使命だと考える。
11426	地方庁	その他(社会保険事務所)		今回始まった「年金定期便」のように毎年1回は加入履歴を送ることで、記録の確認をしてもらい、記録の誤りを発生させない。	納めた保険料が記録からもれていることは、国の仕事としてあってはならない重大な問題。新聞、テレビ等で記録問題が話題になった頃。	年金特別便の調査や記録補正などを出来るだけ迅速に行った。 また今後同じような問題が起きないように、より正確に事務処理を行った。 被保険者に対して、定期的に記録の確認を行う機会を与えなかったことが今回の問題が発生した原因の1つと考える。
11427	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	公平性の観点から、法整備による一括救済が望ましいと思慮。	平成15年頃三号未納被保険者の問題が取り上げられた頃から、年金制度の度重なる改正による齟齬が生じていると感じた。	。「消えた年金」など記録問題に関しては、一職員の裁量で判断出来ないケースが多く、ルール通りの対応をしてきたが、そのことにお客様のご理解を得られないことが多かった。公平性の観点から、法整備による一括救済が望ましい。
11428	地方庁	その他(社会保険事務所)			制度的な不備だととらえていました。(厚生年金の台帳に本人の住所が登録されていないことで、本人より申し出がないと、本人のものかどうか確定できないこと。本人に社会保険事務所から通知など行かないため、事業主が本人に通知していないと、記録がどのようになっているか本人にはわからないことなど) 問題を知ったのは、平成12年ごろです。	
11429	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません	なし	個人の記録(厚年)がばらばらに管理されていたものを、平成9年次点でしっかり統合できていない状況がのちのちまで続いていたことは、現在の記録問題の原因の一つだと思っています。 記録問題については、平成18年ぐらいに知りました。	その後、記録に関する部署に着いたのが京都社会保険事務局事務センターでしたが、直接の担当は、国民年金の免除申請の届出をチェックする部署でしたが、単純に免除該当するかだけではなく、無資格期間や配偶者期間相違等に気づいた場合には、担当事務所へ確認の依頼などをして、正確な記録になるよう配慮しておりました。
11430	地方庁	その他(社会保険事務所)		時間・人をかけて丁寧な対応をとるしかないと考えます	過去において紙で情報を管理していたため起こった問題と認識していました。 各報道機関が盛んに報道したころでした。	迅速かつ丁寧に個人の方々に説明、調査するよう努力しました。 年金記録問題がおこってから仕事量の増加、人員削減が行われたため、通常業務について全国的にかなり支障が生じたのではないか考えます。この約2年～3年の間の通常業務が相雑になったことに起因する問題が将来起きることがないか不安です。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11431	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に無し		今後の年金制度及び職場の在り方について危機的状況だと感じました。 年金記録問題については平成19年頃に知りました。	記録に問題がある方への連絡方法及び説明の仕方について、お叱りを受けることを十分承知し、誠意ある対応を心掛けようと思いました。その後にお客様の信頼回復に努めると同時に、少しでも早く記録の整理を行うことが重要だと思います。 これまでの記録管理の中で、国民の方々にとって年金制度がどれだけ重要なものなのかという認識が職員に欠けていたと思います。また、法令遵守を心掛け業務を行うということが、全職員に周知されていなかったことも原因の一つだと思います。
11432	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に思いつきません。	今後20年30年後に同様の問題を発生させないようにするために、厚生年金保険の資格取得、資格喪失、月額変更、算定基礎等の通知を今は事業主のみですが、被保険者にそのつど通知すべきだと思います。	最初はまれな事例であり数が少ないものと思っていましたが、こんなに多くの記録問題があるとは思いませんでした。 入庁7年目ですので、年金記録問題が国会やマスコミで取り上げられるようになってから知りました。	ねんきん特別便等で回答をなるべく詳しく書くこと。被保険者の方に納得してもらえるような対応をすることが大事だと改めて思いました。 被保険者からの届出主義による国民年金未加入や、事業主の届出の漏れ・誤り等が今でもあるので、被保険者にそのつど通知して今後の年金記録問題を発生させないようにすべきだと思い
11433	地方庁	その他(社会保険事務所)				
11434	地方庁	その他(社会保険事務局)			採用されたときは年金記録問題というのはあまり話題になく、国民年金保険料の納付率向上が最重要課題でした。 従って、記録に不備があるのは知っておりましたが、その全体像を把握したのは国会で取り上げられた頃になります。	国民年金保険料の方が問題だったので、特筆すべき対応はありません。 反省点として、予算や人員を考慮することなく、政治主導で年金記録問題解決の工程が決められたため、お客様や国民の皆様により不信感を与え、また、多くの人が嫌気を抱き職場を去ってしまいより記録問題解決に時間がかかってしまうことです。
11435	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	記録の取り扱いを徹底するための合理的、的確に管理する 柔軟にこなし、記録判明分は特例的に統合する さらに問題発生時は特例処置で一度大きな改革しないと 解決には行かない	記録に対して問題意識はあるがどうにもできず、気になっていた	上司に確認したり、自分でも、マイクロや手番から検索したり、調査したが そもそも、記録照会方法がはっきり示されていなかった 最後まで記録追及ができる組織のあり方が望ましい。
11436	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		マスコミで騒がれはじめてから意識した。 遺族年金の裁定をしていた時、死亡者の記録の精査を行ってみて原簿と被保険者記録が相違していることたまにがあったりしたので、全国的にみるとかなりの数にのぼるのかと漠然と思った。	現場では、1件1件確認作業を行い浮いた記録を統合等できるよう日々作業している。 反省点は、そもそも当時の作業及びその工程においての管理がすさんだったのから起こったことなのだから、正確に処理を行い管理していくことに尽きると思います。
11437	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	該当している事業主から聴取するのが一番だと思います。	新聞報道があってから。	保険料を納入できない事業所に対し調査を行い売り上げ等から判断して保険料を納入できない収入しか無い事業所に対し国民年金の免除のような法整備が必要ではないか。現在1名以上の社員がいる事業所は、社会保険に加入することになっているが、中小企業では、現在の経済情勢で保険料を納入するだけの売り上げ(収入)が無いのでは、ないか。一方では、社会保険に未加入の事業所が多数存在する現状がある。まじめに法律どうり社会保険に加入して売上金等を差し押さえされて倒産していく事業所と法律に従わずに未加入のままとなっている事業所が存在する矛盾を早急に解消する必要があると思います。
11438	地方庁	社会保険事務所課長級以上			ねんきん記録問題はコンピューターの普及していないときからの記録を60年以上保管しなければいけないという物理的な困難、職員、事業所、本人すべてにおけるヒューマンエラー、事業所もしくは行政の作為的な行為等すべてが複雑にからみあっておこっているものであると認識しています。 昭和63年ごろに領収書があるのに納付となっていない、同姓同名の記録の混同等の経験をした	一人ずつ、1件ずつ、地道に努力したい。
11439	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特に把握しておりません。	周囲の声に惑わされることなく、肩々と取組を進めるべき。	予備的調査の回答において、未統合記録が5000万件あることを知ったときに、重大な問題であると認識した。	当時、社会保険事務所のいわゆる現場業務をしたことがない幹部や法令職員はこの問題をうまく理解できていない様子だったので、法令係長等に、現場での事務の流れを説明する等に努め
11440	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		本庁の不祥事からはじまり、マスコミ関係者への地方現場の不祥事暴露と続き、いわゆる三層構造の問題点、強すぎる労働組合の問題が自日のもとにさらされていきました。 本来業務を進めながら、特別便対応を総がかりで平行して進めるわけですから、体力の限界まで自主的に取り組みました。 マスコミ関係の情報から、まるで罪人扱いするお客様が居られる反面、「たいへんですね。全てあなたたちだけの責任でもないのに、私たちにも忘れていたり納め忘れたこともあるので、お体だけは気をつけてくださいね。ありがとう。」とおっしゃっていただいたお客様もいらっしゃいました。 本音は、少子化先進国であるヨーロッパ並みに早く消費税を導入して、国民・被保険者の皆様に財政基盤を整えた形をお見せし、安心していただきたい。自らの積年のあかを落としたあかつきには、そう願っております。	私自身、採用時から不気味に強すぎる組合と「当局」の関係には疑問をもっていました。また、国民年金担当部署が、市区町村をキチンと管理できていたのか疑問に思っておりました。そのようなことを含めて、全てが晒されたものと認識しております。 指導的立場に立つ人間は、正しいことを実行する前提に教養と覚悟がいることを思い知らされました。法哲学・教育は、実践する前提に必ず身に着けておくべきと思います。それが備わっていなかったことと、蹴ろにされた歴史的結果と思います。 加えて、国民年金の納付率が下がった最大の原因は、平成6～7年頃から充分な対策もなく、フォローできないまま20歳強制付番通知適用を開始したことによるものと思います。対策が若すぎた結果、煮詰めていないまま急がれた結果と今でも思っています。80%は40%に限りなく近づくものと思います。この対策も打つべきと思います。国民の信頼はこの結果により築かれると考えます。 免除システムを導入してから、国に徴収を引き上げるべきところを逆転したためです。消費税導入を恐れる政治家が多すぎることも原因。 結果、国権の三権分立はすでになくなりました。おかしいと思います。
11441	本庁	その他(本庁)	特にありません。	人、金、物を投入して何よりも優先して取り組まなければいけないと思います。そして、あきらかに疑わしいということでなければ、本人の記録と認めるなど、広く救済できるようにした方が良いと思います。 また、今後このようなことが起きないよう、職員の意識を徹底させた方が良いと思います	記録が消えているなんて、絶対にあってはならないことで、他の何よりも優先して取り組むべき重大な問題だと考えます。 年金記録問題について知ったのは、マスコミで騒がれるようになってからです。	社会保険事務所に在籍していた際に、記録照会のご相談を受けた時には、できるだけ当時の情報をたくさん聞き取るなど、手掛かりとなりそうなものを集めたり、役場に協力を求めるなどして、記録を見つけることを最優先と考え取り組みました。 次にこの問題の反省点ですが、やはり記録の管理が甘かったとおもいます。 国民年金保険料の収納が役場から社会保険事務所に変わった時に、記録がきちんと移管できたのか、厚年記録について事業所から正しい届出がされているのか等について、確認が不足していたのだと思います。
11442	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません。	記録問題の解決にあたっては、過去記録の突合せを実施していくしかない。	問題は、報道によって認識。 未統合記録は、無年金者の記録および女性の旧姓記録との認識。 報酬が遡及訂正されたのは、調査により正しい報酬に訂正したとの認識でした。	お客様に記録確認をしていただきのが最も確実な方策と考え、庶務課長として、全所体制で窓口相談を実施する対応を実施しました。 反省点としては、あまりにも突然の対応で計画性がなく、休日出勤・超過勤務の連続で職員の福利厚生部門が完全に無視された状況であった。
11443	地方庁	その他(社会保険事務局)		:知識のある職員を分限せず雇用する	年金手帳を複数持っている被保険者の解消が急がれると認識していた 基礎番発足時	職員増が無い中日常業務に追われていた
11444	地方庁	その他(社会保険事務局)		誰が悪いというわけではなく、制度全体の問題だと思う。この間のマスコミ等のあおりで、国民の方々もこちらの説明をなかなか受け入れてくれない現状もある。今は、一人ひとりの方に対し、丁寧に対応していくしかないと思うが、現場の力だけでは限界もあるように思う。また、対応していくにあたって、対応者の年金の知識も深いものでなければならないと思う。	平成18年に免除問題が、翌年に年金記録問題が大きく取りざたされたが、そのときに知った。もちろん生活にかかわる問題なので、大変なことだと感じたし、制度を統一していくことの重要性も改めて感じた。	当時、窓口を担当することもあったが、お客様の話しを丁寧に聞き取り、細かく調査すつよう心がけた。ただ、旧法や、恩給など知識が乏しく調査に戸惑ったりということもあり、スムーズに対応できないこともあった点が反省点と感じている。
11445	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	わかりません	報道があってからです	一生懸命やりました。 段取りが悪かったと思います。
11446	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	綿密な計画のもと、現場としては着実に実行していくより方法はないものと考えております。	事業所の届出誤りやご本人様の記憶違いと思っておりましたが、平成19年6月ごろの記録問題による来客の急増や、マスコミ報道等により、オンライン記録に誤りがあることを認識させられました。	お詫びをすることは無論のこと、記録を丁寧にお調べしご理解を願うよう対応いたしました。あらゆる過程でのチェックが不十分であったことが最大の反省ではありますが、実際に事業所の届出誤りも認められることから、適切な届出を行っていただくための事業所に対する地道な周知広報が不十分であったと考えます。大掛かりなものではなくとも、例えば、資格喪失届の用紙等には必ず記載例を付けるなど、現在でも容易に改善できるところが多々あると考えています。
11447	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			昭和62～63年ごろオンラインシステムが本格稼動を始めた頃、記録の補正、オンライン化への移行時期に処理保留としていた新規の届書入力に明け暮れていましたが、若い担当一人に個人任せとなり、組織全体での取り組みがなかったこと。この頃の補正作業は、現存ファイルと喪失ファイルの相関関係で不備があるもの等(機械の中でチェックできるもの)に限られ、本来、もっとも必要であった紙の記録をコンピュータ収録した際の確認作業を徹底して行うことが必要	毎日補正リストの修正作業を行っていた記憶がありますが、今の収録記録は20年にわたり補正を行ってきた収録の経緯が、コンピュータ記録上判別しにくいものとなっているので、過去の補正経緯がわかるようにしておかなければ、今後新に問題が発生することになるのではないか。
11448	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	組織一丸となり、早期に解決するよう努力しなければならないと思います。	報道で知りました。	年金特別便等対応の応援。(庶務課であったため) 紙台帳から移行すと時チェック体制に問題があったのではないかと思います。
11449	地方庁	その他(社会保険事務所)		現場の職員に意見を聞き、具体的解決策を探るのがよいと思います。	問題が存在すると知ったのは、問題が起こったときです。 それまでは深く認識していませんでした。	地道に目の前の事務を一つずつ片付けていくしかないと思いました。
11450	地方庁	社会保険事務所課長級以上			裁定請求時に、記録の整理(判明)を行うものだと認識していた。万一、請求時に忘失していたとしても、再裁定で対応するものだと思っていた。	色々な対応が後手後手に回り、結果的に時間もコストも費やしているように思う。
11451	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知らない	オンラインデータと台帳、名簿との突合	年金請求時にオンラインデータ、又受給者本人の申請に基づく記録照会 で確認できると思っていた。 問題が公表されたとき。	転記誤り、入力誤りをなくし、正確なデーター管理していくことが重要と思う。
11452	地方庁	その他(社会保険事務局)				
11453	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	記録問題解明について携わる人員を増やす。(知識のある退職者などの支援をいただくなど)	年金を受給する時点で記録がきれいになっていたらいいのではないかと思っていた。基礎年金番号ができたのも平成9年からであり時間をかけて統合がすすめられると思っていた。	年金請求時には氏名索引にてチェックしていたが、本人の記憶が時間とともに薄れることから被保険者時代から確認できる機会ごとに徹底して調べていく必要があると思う。
11454	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	地道に一件ずつ解決していくしかないと思います。	未統合となっている記録があることは了知していました。 この対応については、特に意識はしていませんでした。	指示されたとおり対応したつもりです。 まだまだ結びつかない記録も多く、きちんと足元を固めてから対応すべきと思います。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11455	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	今後、2年間で集中的に処理をして、解決するとしているが、予算等の問題もあると思われるので、全受給者に対する一時金払いの方法で終結させることも必要ではないか。	いつごろからか覚えていませんが、事業所被保険者記録に、整理記号番号が入っていないので、不自然だと思った	きっちりした記録管理が一番重要です。オンラインシステム完成時に整理すねき問題だったと思います。
11456	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	今、出されている計画通り記録を一件ごと検証する方法しかないと思う。	問題を知ったのは報道等が行われたとき。それまでは年金給付課長当時に相談業務において、生年月日の違い(特に女性)が多いこと、厚生年金番号を複数(2～5個)持っている者が多いことには気づいていた。	年金請求時において、本人との面談、聞き取りで解決すると思っていた。反省点については、基礎年金導入までは、本人の申し出で過去に符番がないことを告げると新番が払い出されたことが問題で、それを防止することが出来なかったこと。基礎年金番号通知時に複数の番号を持っている方に対する報告の勧奨文は通知に記載されていたが、徹底がされていなかった気がす
11457	地方庁	その他(社会保険事務所)		早急に対応すべきであるが、何度も視点を変えて確認することがないようにした方が良いと思います。 お客様も戸惑いますし、経費の面もあることから。	年金制度の基礎となる記録であることから、大変重要な問題であり、早急な対応が必要であるとの認識です。 報道がされた頃です。	早急かつ確実に対応すべきである。 この機会を前向きにとらえ、国民へ年金制度を十分に理解いただくことが信頼回復にもつながると思いますので、国民の立場に立って対応しようと思いました。 これまで記録に携わってこられた方々で、対応が必要と気付かれた方もいたと思いますが、異動もありますので、次の方が対応してくれるだろうと思い、結果、先送りとなったことが原因であると考えます。 反省点を一言で言えば、ずさんな管理であったと思います。
11458	地方庁	その他(社会保険事務所)	無	現在実施している「ねんきん特別便」「ねんきん定期便」を完了させること。	昭和59年ころコンピューターの記録と紙台帳とに不一致があることを知った。	当時は、裁定請求時に記録を確認することとされていたので、問題とは考えなかった。制度の煩雑さに対し、システムが追いついていないことが問題である。コンピューター化するのであれば、だれが操作しても同じ結果にならなければならない。制度上の判断を求めるのは、誤りと思う。
11459	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		平成12年の年金給付課在籍時に未統合の厚生年金手番が多く存在することは認識していたが、年金請求時に解決していくという方針であると認識していた。ただし、基礎年金番号導入時や過去記録に関する通知においても、何ら反応をしめさない国民にも問題があると思っていた。	結局国民は騒がれないと動かないし、それまで通知を無視していたことを棚に上げて行政の責任を求める声が多く出たことは、仕方ないと思う反面、特別便対応時にもこのことをお客様に伝えて、行政と国民が一体とならないと年金問題は解決していかないということは伝えてきたつもり
11460	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	・各事務所の年金記録課の人員を増やす。	国民の国への信頼を大きく損なう問題だと認識。	窓口に来られた方の不安等をすべて聴き、納得されるまで丁寧に対応する。 平成9年の基礎年金番号導入時から、もっと大々的に番号統合等の作業を 進めるべきだった。人員もあり、基礎年金番号導入に伴う作業のため国民の理解も得られ、大きな混乱にはならなかったと思う。
11461	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	一つ一つの記録を丁寧に見直すことにつきると思います。 また、年金相談や電話相談など、その機会があれば逃さず、確実に記録統合の処理をしていくことだと思います。	年金給付及び厚年期間調査の仕事も経験していたので、未統合記録が莫大で、本人がかけた年金が確認できないこともあるなど、必ず問題になるとは思っていました。 また、国年のときも、納付記録がないなどの相談があり、中には国保との誤りと思われるものもありましたが、本人がかけたという記録が確認できないということは、非常に苦しいものがありました。	出来るだけ丁丁寧に本人からの加入歴の聞き取りをし、かけた分の年金を受け取れないことのないよう、確認し、調査依頼をするようにすすめました。 また、中には本人から、今登録されてる記録だけでいいというお客様もいらっしゃいましたが、せっかくかけたものを無駄にしないようにと説明し、できるだけ加入歴を思い出していただくよう努めました。 正直な話、オンライン現役世代としては、なんでこんなずさんなことをしたのかと、憤りすら感じています。 氏名の登録ひとつにしても、馬鹿みたいな、絶対こうは読まないだろうというような登録になっていたり、とてもひどいものです。 大局にかんしては、われわれ一兵卒がどうこうできる問題ではありません。 やるという限りは、委託先を含めきちんと精査していただき、確認作業までできる見通しを立てて計画するのが至極当然と思います。 われわれは、目の前のお客様一人ひとりときちんと向き合い、一つ一つを丁寧に処理していくだ
11462	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	解決方法を考えたこともないので、わかりません。	年金制度への信頼を大きく損う問題と認識しています。 知ったのは、報道を見てです。	年金得別便に全力で取り組んでいました。 問題点は、管理形態を紙からマイクロ、WMと変更する際、の写し漏れ。 地方にいる人は、この問題が公になるまで知らなかったと思います。 WMに入っていない記録があるなんて夢にも思わなかったですし、そのつもりで窓口対応していました。
11463	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		紙台帳からWM端末へ記録移管の入力する際に、大きな不手際が発生し、 記録の消失や相違が生じたと認識しておりました。 そのことが、マスコミ等で取り上げられていた5年ほど前に認識しました。 いわゆる、基番に統合されていないだけの「消えた5000万件」の手番については、手番登録がされていないだけであって消えたわけではないので大きな問題とは捉えておりませんでした。	前述の紙台帳からの記録移管の件は自身が職員として在籍していない時期のことでしたので、来訪されるお客様に対し自身の知る限りの情報を提供し、不安を生じさせないように努めました。 反省点として、マスコミ等による不安を煽ることが先行し、来訪されるお客様が 何がどうなっているのか分からないまま来所される方が非常に多く感じられました。基番に統合されていないだけの自分の手番のことだとか、もっと広報を行い国民の皆様を不安にさせないよ
11464	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	民間に委託せず、職員が対応処理したほうが良いとおもいます。 民間だと、責任がなく間違いが多いから。	昔の職員のずさんな処理のつけが私たちに回ってきたと思った	職員として、責任を持って、対応した。 この問題が起きたため、記録をきれいに整備するいい機械と思うためこれから先、また同じ問題がおきないように対応しようとした。
11465	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	1つ1つ順番に調査するだけ。それ以外にない。	申請主義という制度を勘違いしてとらえ、国が正確に記録を管理することを放棄した、国民生活への重大な裏切り。 これほどまでに「ずさん」ということは、いわゆる年金問題が報道され始めたころ。	窓口では、国民の皆様の記憶を少しでも確認し記録統合をできるようにすること。 期間調査の経験があったので、記録調査には積極的に参加すること。 申請主義はあくまで申請者に確認していただくことにもかかわらず、年金請求の際に確認し統合すればそれで足りるとし、国が正確に記録を管理しようとすることを放棄していたことがすべての
11466	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知らない。	現行の手法(特別便)で行うしか方法は無いと思う。 過去の厚年手番は住所の届出の必要が無かったことから完全な把握が出来ないため、今のやり方しかないと思う。	最終的に年金請求時に確認すればよいと思っていたため、問題が起こるまでは認識していなかった。	基礎年番導入時に、手番の回答を求めていたにもかかわらず、すべての統合が行われなかったこと。 また、異動時(退職に伴って厚年から国年への加入など)の届出が一般の方にはわかりにくいこと。
11467	地方庁	その他(社会保険事務所)			被保険者への年金番号の複数払出分の未統合問題 年金記録問題が報道され始めた頃	複数番号所持者の確認と、統合 被保険者への番号複数払出 年金制度の周知(特に適用時、加入・非加入の認識)
11468	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	なるべく早く正しい記録にするよう、調査を急がないといけない。	年金記録問題を知ったのは、新聞等で報道されるようになった頃です。	お客様の質問・疑問点などに親切に答えること。 今後は個人の記録に誤りがでないよう確認をおろそかにしないこと。
11469	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	この問題の解決には、オンライン記録を完璧な記録にすることが最重要事項と思います。 よって、現在進められている統台帳等との突合作業を迅速かつ正確に進める事が重要と考えます。	年金記録問題は、適正な受給額が支給されない可能性があり、国民の生活に多大な影響を与える問題だと認識しています。 また、この問題を知ったのは、報道等により知ったのが初めてです。	第一に、「変わります宣言」により、接客対応の改善に取り組みました。 合わせて、記録問題関連業務に積極的に取り組みました。 反省点としては、主として記録管理が適正に行われなかった事にあると思います。
11470	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	件数主義よりも内容重視で取り組むべき。過去の失敗を二度と繰り返さないためには、内容をしっかり吟味して取り組むべきである。残念ながら、現状では件数をこなす方が評価されるため再度事故が起こるのではないかとても不安である。	基礎年金番号ができたとき、当時の状況では、すべての記録を統合するのは不可能だと思っていました。今回の年金問題が、公になり予算措置も行われよかったと思っています。	年金というのは、法律改正が多すぎるため後輩に自分の勉強も含め勉強会を実施し窓口対応時に誤った対応がおきないよう努めました。 年金は、本人が40年～50年関係するものであるにもかかわらず、改正が多すぎて、説明がむつかしい。また、自分も含めそのことに対応できる職員の知識不足また人材不足が問題です。
11471	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	ご本人様からの聞き取りを十分に行い、少し時間をかけても正確に調査をしていかなければならないと思います。	年金記録問題が判明してからは、最重要な問題と認識しています。 年金記録問題が判明する以前は、年金記録関連の係経験も少なく、記録は、昭和20年前後を除いて、正確であると思っておりました。	本来業務と同等以上に、上から指示のあった年金記録調査に関する業務に積極的に対応してきました。 特に厚生年金記録については、定期的に被保険者に加入期間・標準報酬月額をお伝えすべきであったと考えます。
11472	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありまん。	取得の際に年金手帳の添付を義務付けること。 記録の補正等に対してのチェック体制を厳重にすること。 共済組合との連携体制を充実させること。	年金記録問題が公に報道されてから、任期付職員として採用されましたが、それまで事業所で取得・喪失の手続き事務の経験がありましたので、取得届の際の厚生年金番号を就職の都度新規で採番していたために起こった問題だと認識していました。 また、紙台帳からデータ化する際に厳重にしていなかったのではないかとも思っていました。	自分の担当したお客様の記録については、お申出の記録は必ず存在するとの姿勢で、名前のふりがなの読み替え・誕生日違い等、徹底的に調査するよう臨んでいます。 職員の記録に対する認識を、もっと引き上げていくことも重要だと感じています。
11473	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし(問題に直面していない)	年金記録のスペシャリストを配置して、記録の漏れなどがないよう審査すると良いのでは･･･	世間で騒がれだした平成19年頃。 過去の職員の、処理を後回しなどの職務怠慢が関係していると思います･･･ (08には特に)	直接の業務に関わってはいないのですが、事務局で対象者の連絡先を調べる、電話連絡、書類送付などのお手伝いはしました。 一人一人のお客様に対して、誠実・確実に処理をすれば問題は起こらないと思います。
11474	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		年金記録のことは、重要な問題だと思いました。テレビ等で報道されるようになってからです。いつ頃かはっきり覚えておりませんが、7～8年ぐらい前だと思います。	一刻も早く解決しなければならない問題でありまた、早く問題を解決するために、少しでも力になりたいと思いました。 反省点は、年金記録に関しては、もっと慎重に管理すれば良かったのではないかと思います。
11475	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金記録問については、ニュースや新聞で知った。	管理がきちんとできていれば記録がわからなくなったりしなかったと思います。 もっと大事なことと認識し取り組めば改善されると思います。
11476	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思いつきません	特に思いつきません	昭和59年ごろ、厚生年金記録で、名前や生年月がファイルに登録されていないものが多数あるため、氏名検索で拾えない記録があることは問題だと思ってました。	業務課在籍の際は、払い出しで確認の取れたものはファイルに登録するようにしていました。
11477	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	厚生年金に至ってはかけてもらっていたと思いこんでいる被保険者の方と実際はかけていなかった事業所との違いから生じているものも多いと感じるので、解決に向けては前後何年就業していれば基礎だけでも保障するなりできれば納得してくださる方もいらっしゃるように思います。	在籍中は、難しい問題と認識していました。 存在はH20に知りました。	対応できるよう勉強を重ねる事が今、自分に出来ることと思っています。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11478	地方庁	その他(社会保険事務所)		人員をふやしてとにかく一生懸命やること。	社会保険事務所が絶対解決しないといけない問題。	とにかくお客様の年金を正しいものに復活するよう一生懸命親身になってたいおうしました。
11479	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。		基礎年金番号に統合されていない記録は年金請求時での整備統合でよいと思っていました。基礎番付番前は採用時(平成元年)より国民年金の記録についてマイクロと相違する記録を多々見てきたことや、平成3年には氏名の入力されていない厚生年金記録などがあることを知りました。	平成17年から国民年金で個別訪問を行っていましたが、訪問時に確認できた手書記録は随時統合処理を行っていました。また記録問題が大きく取りざたされた際は出張相談所に出向き相談体制に協力しました。反省点は記録管理の不十分さ(紙台帳記録のバックアップ態勢が取れていないこと)と紙台帳からW.Mに記録を移管した後のチェックの不十分さが考えられます。
11480	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知らない	短期的に集中することも必要だが、専門部署を設け、時間をかけて解決することが、どうしても必要と思う。	2～3年前、騒ぎになり知った。	
11481	地方庁	その他(社会保険事務所)		今までどおり、照会を受けて地道に年金記録の調査をしていく。また、今まで付番されている記録の氏名等すべて収録し、事業所記号も000-0000等不備記録を補正してもらい、すべてわかるようにしていただくと、調査期間の短縮につながりお客様からの苦情も減少するのではないかと考えている。	年金は、老後の大事な生活資金であり、正当な年金が受け取れないとなると当事者にとっては大事な問題である。一刻も早く正当な年金を受け取れるようになってほしい。また、この問題を知ったのはテレビ・新聞報道等がされてからです。	ご本人の気持ちになり窓口対応及び記録の調査をしてきた。また、(7)でも記載のとおり、コンピューター記録の不備記録の補正をしていただければ調査の時間が短縮される。また、年金請求時の聞き取りの甘さ及び請求者の職歴の記憶漏れなどが反省点として挙げられる。
11482	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	全職員が、記録問題の問題点や対応策の情報を共有している環境を作っていることがよいと思う。	年金は人の生活に直結しているため、たくさんの人に大きな影響を与えてしまっておる問題だと思う。記録問題により、年金相談や窓口・電話照会を対応するようになり知った。	・お客様を対応する際に、お客様の話をよく聞くように対応した。 ・お客様へ対して、いろんな種類の文書が発送されており、お客様にとって、なるべく少ない回数で分かりやすく記録確認をしていただけたらと思う。また、早く確認していただけたら、記録を見つかれば、早く年金をお支払いすることもできるので。
11483	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	業務センターで持っているカセット記録全てを早急にオープンすることにより、記録調査に要する時間を短縮できるのではないかと考えます。	これまで、期間調査業務や、年金相談窓口を担当する中で、お客様が忘れている記録や、短期間で加入していないと思い込んでいる記録、氏名、生年月日が誤って収録されている記録が多数あることはわかっていました。せっかくの加入記録が年金に反映しないことは非常に残念なことだと思います。	ひとつでも多く思い出していただくよう、細やかな質問をし、思い出すきっかけを作るお手伝いをしてきました。直接対話していくのが一番だと思いますが、これは時間がかかり、件数がこなせないという問題があります。しかし、今後記録問題を解決し、信頼を回復するためには大切な方法だと思います。
11484	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	地道に作業をおこなっていくしか無いと思います。	記録統合は、判明した段階でおこなうのが通常処理と教えられてきたので、未統合記録の存在そのものを、いわゆる「記録問題」としては認識しておりませんでした。 問題として認識したのは、マスコミで騒がれはじめた5年程度前だったと思います。	地道に処理を行うしかないと思い、そのように行動して参りました。 問題の反省点としては、制度改正のたびに、それに伴う処理を徹底していなかったことを挙げます。
11485	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般の情報のみ	年金受給者にかかる記録照合の早期処理 未請求者の記録照合処理	年金相談で給付請求を処理する時、過去の統合されていない記録について、請求者に確認し請求を受理していた。 氏名のふりがな相違や生年月日の相違で検索できなくて、請求者に記憶がない場合はそれ以上追求はできなかった。 そのような場合、その記録はそのままになるのかという漠然とした疑問はかんじていた。	年金制度発足時からの記録管理状態をみる機会が多々ある。 当時は個人の記録について今ほどの緊張感がなかったように推測される。
11486	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		育児休業中でマスコミ等で知りました。	
11487	地方庁	その他(社会保険事務局)			私は平成11年採用で、国民年金課の配属でした。基礎年金番号導入後のバタバタはすでに落ち着いていましたが、一人に対して複数の年金番号があるという問題については配属すぐから知っていました。当時は現在のように記録に結びつくようなヒントや会社名を伝える事は禁止されており、記録については、本人がわかるもののみ登録し、年金請求時にきちんと整備すると教わりました。	氏名検索等で別記録が見つかった場合は本人に確認し、判明したものについてのみ登録し、不明な場合はわかる範囲で期間照会の用紙を記入してもらい預かる形をとりました。また本人が思い出せない場合は、当時の同僚や知り合い、親戚等に確認し、年金請求までに調べるよう案内しました。 記憶は時間とともに薄れていくものであり、記録の確認を先送りにした事が現在の記録問題を大きくした原因の一つとなっていると思います。また本人が記録に対して確認しようとした時点で、現在のように記録に結びつくヒント等を出すことができていれば、現状はもっと改善されていたと思います。
11488	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	記録問題に携わる人員を増やすことが必要だと考えます。	年金記録は、個人にとってとても大切なものであり、記録がわからないということがあってはならないと認識しています。 また、年金記録問題が一般に知られるようになってから知ることとなりました。	被保険者の方から照会や、調査依頼があった際には、誠意を持って調べ回答をするよう心がけていました。 この年金問題は、先並諸氏の年金について重要なものであるとの認識が、希薄ではなかったかと思います。
11489	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金制度発足時点で厚生年金番号と国民年金番号が別だったことが、記録の重複や統合されていない番号が増えた原因である。勤務し始めた時点からこの問題は知っていたが、平成9年の基礎年金番号化で被保険者へは通知していたが、その後に追跡調査を怠っていたのは政府や省庁の怠慢だったと思う。	とりえずは大量の統合されていない番号を、少しでも減らすように対応した。しかし、年金額が変更になる人の処理に時間がかかったのは反省点だと思う。
11490	地方庁	社会保険事務所課長級以上	報道機関等で報じられた内容と同様です。	お一人お一人の内容について丁寧に対応していくことが大事だと思います。	平成19年6月に報道により知りました。 実務に携わる職員及び制度の問題だと認識していました。	来訪及び電話でのご相談のお客様に対し丁寧な対応を心がけました。
11491	地方庁	社会保険事務所課長級以上	該当事項はありません。	一番大事なことは、人員を集中させることだと思います。誰かに社会保険業務には様々な分野がありますが、優先順位をはっきりさせること、優先順位の低い業務は一時凍結させてもいいと思います。様々な業務を行うとどうしても集中度が低くなります。あと組織内の各課の連携をさらによくする。職員の自己研鑽によるスキルアップも必要かと思います。	年金記録の整備は裁定請求時に行えば大方は解決すると考えていました。 また、年金記録の不整備のことを知ったのは、社会保険事務所と市町村の国民年金の記録に相違がありこのままで大丈夫かなと感じた昭和63年頃です。	課内で記録の不整備について話し合いも行いましたが、大きな問題でしたので結局は裁定請求時に記録整備を行えばいいのではないかということになりました。国民の皆様の大事な年金記録を管理しているという認識が大きく欠如していたと反省しています。
11492	地方庁	その他(社会保険事務所)				
11493	地方庁	その他(社会保険事務所)			統台帳の管理の時には、フリ仮名の記載がないにもかかわらず、機械化になった時は、漢字登録がされていなく、フリ仮名で画面照射されるような状況であり、考えられない読み方で入ってるケースがあったので、本人が、職歴や手帳を持っていなければわからないだろうと思ったことはありました。平成4年から 年金給付課に所属し期間照会を担当した時から認識したと思います。 今思えば、昭和63年4月に採用になったころ業務1課で取得の処理の際、基礎番制度もなく住所登録もなかったので、新番払い出しがとても多かったように思います。	年金制度を若い世代から認識させておくべきであったと思います。 小学校の時から今のお年よりは、若い時にこのように働き厚生年金や国民年金を納めていたので、今の生活が出来ている。そのためには、20歳になった時に年金手帳が作られるので、保険料を納めなければならにということや、年金手帳が納めていることの証明書になるので、生涯大切にしなければならないことを教えるべきであったと思う。 年金制度は、加入する義務があるのだから、義務教育中に教えるべきであると思います。 実際私もこの職場に入るまでは、厚生年金や国民年金制度のことは、何も知りませんでした。
11494	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	既に解決済みのことかもしれませんが、先日弁護士を通じて、戦時中から戦後にかけての加入期間について、外国人(朝鮮人)の方から脱退手当金の請求がありました。 金額的には、微々たるものですが、自分も数十年前に期間調査業務を担当していた際、中国人や朝鮮人と思われる名前の厚年番号を、まとめて見た記憶があります。 その人達に対する対応はどうなっているのでしょうか。	話が大きすぎて、思い浮かびません。	期間調査業務を担当していたときから、今回騒がれているような事象は日常茶飯事でした。 ただ、与えられているツールが少なすぎて、お客様との対応には苦慮していました。	期間調査を申請されたお客様について、名前、生年月日、職歴などから記録が特定できなかった場合は、直接ご本人に当時の同僚のお名前をお聞きし、その前後から申請者の記録を捜すなど自分なりに工夫をして調査しました。 ただ、(8)でも申し上げましたが、手元にあるツールがあまりなく、また、マイクロなどの索引簿についても、誤字脱字などの欠陥が多すぎました。 たいへん申し上げにくいことですが、業務センターも含めて本庁が、現場の実情を全くご存じないことが、今回の大きな騒ぎになったと思います。 業務センターにお願いしても、また、本庁監察などの折に意見要望をあげても「承っておく」とだけのご返事で現場の要望は全く聞いてもらえなかった記憶があります。
11495	地方庁	その他(社会保険事務所)			特に問題と認識していませんでした。報道で大きく取り上げられるようになってからです。	育児休業中のため対応できませんでした。 基礎年金番号導入に十分な対応をとっていればこのような大きな問題にはならなかったと思いま
11496	地方庁	その他(社会保険事務所)	現在、記録調査に関する業務に携わっておりますので、現在の業務上の問題点を列挙させていただきます。 <例:WMに記録がある場合で事業所名が不明の場合> 1事業所整理記号が入力されていない場合、先頭記録であれば、払い出し確認によりある程度事業所名がわかるが、記載不備のため不明なケースもある。 2先頭でないものは、本人の申し出内容が詳細・正確でなければわからない。 3そのため、旧台帳をとりよせる必要がある。 4旧台より、事業所名を確認し、名簿を確認の上、記録を補正等し回答。 <問題点> A1の際、払出し確認は現在、電話にて行っており、名簿確認の際に有力な情報である前後の方々の情報が把握しにくい。 B現在の照会票ではご本人の申し出内容が把握しにくい。 C旧台帳の取り寄せにかなりの日数を要する。 D事業所整理記号が二重払い出しの場合、この手順をふんで記録を整備した場合、事業所記号が入力できないため、再度照会があった場合は、改めて、1～4の手順をふまなければ記録が名簿等で確認できない。また、名簿が存在しない場合は、旧台帳の記録より補正入力することになりますが、名簿の存在の有無が画面ではわからないため、この場合も再調査の際、同じ手順を	<解決策> A払出簿の画像収録化が現在進行中と伺っております。なお、できればその欄に、名簿の情報、080のカセット番号等を盛り込むことができれば、より有用であると考えます。 B照会票欄に「何駅の近くでしたか。」や「どのような仕事内容でしたか」等、できるだけ事業所を特定しやすくする工夫が必要であると思います。 C旧台帳もできれば080検索のようなシステムが構築されることが望まれます。 Dまず、事業所整理記号の二重払出しを解決しなければ、記録整備の意味がないといっても過言ではないと思います。また、記録補正入力については、入力課所、入力日は最低限画面に表示することとし、加えて、名簿確認ができた上での補正なのか、旧台のみによるものなのか等ある程度分類しその番号を表示できればより、再調査の際、大幅に時間を短縮できると考えます。	平成11年に入庁後、直接、記録問題に携わったのは、平成21年の8月からですが、5年位前に健康保険の適用の業務に携わっていた際、事業所から提出される資格取得届に基礎年金番号が記載されていないものが多く、年金手帳を保管されていない方が多いことを知りました。	被保険者の方や事業所の方は、保険証の交付が遅れるため、とりあえずそのまま受理するよう求められましたが、将来の年金に影響することをご説明し、必ず確認をとっていただくようお願いしていました。今後のためにも、この資格取得時の確認の徹底が求められると思います。なお、この際、お客様にとってはご本人及びご家族の保険証の交付が遅れてしまうため、資格取得届に基礎年金番号の記入がない場合は、保険証の代わりになるものを交付する等、厚生年金の番号をこれ以上余分に払い出さないようにしなければいけないのではと考えます。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11497	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		年金問題の存在については、約2年程前に、新聞・テレビ等マスコミ報道により知りました。記録問題を自分自身の問題として置き換えた場合、将来自分が受け取ることができるのだろうか？また自身の記録についても管理できているのだろうか？等、年金制度について当時不安を覚えました。特に、年金受給者の方々は、切実な問題であろうと認識していました。	来所されるお客様や、電話での問い合わせについては、社会保険庁に対して不信感を抱かれている方々であるという前提に立ち、特に言葉使い等、接客態度について丁寧な応対を心掛けました。 今回の一連の問題について反省すべき点としては、過去の社会保険庁の対応に問題があったことは勿論ですが、年金制度に対する周知や教育がこれまであまり行われていないため、報道等の内容について、いたずらに誤解等が生じてしまった様に感じました。また、「ねんきん特別便」については、記載内容等、お客様目線に欠けていた様に思います。
11498	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	わかりません。	老後の生活資となる、年金が、記録漏れや誤りにより減ってしまうことは、国民にとってとても大問題であり、制度へのますますの不信感を増幅させることとなると思っていました。 国会で、現厚生労働大臣が、当時の政権与党に対して質問した時に、初めこの問題について知りました。	被保険者及び受給者からの、相談に対して、窓口においてできる限り、親切丁寧に対応していこうと思いました。 通常の業務の中で、限られた職員では、対応が難しく、来訪者や記録回答書についての回答がなかなか進まなかった。問題に対して、早い段階でしっかり とした計画を立て、対応プロジェクトチームを組むなどすればよかったのではなかったかと思いま
11499	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		大問題と感じている。新聞報道で知ったのが最初であった。	一件づつ丁寧に対応していく以外に解決に道はないと考えています。 反省点としては、年金制度加入時に個人が複数の番号を持つことが出来た ことが問題であったが、基礎年金番号導入で解決済と考えます。
11500	地方庁	その他(社会保険事務局)			掛けていた記録がないということは、老後の生活に大きくかかわってくると思いました。3年前に記録照会を受けたころと思います。	記録照会を受け付けたり、確認用紙をを送ったりし、ご本人さんの記録が正しいか確認作業に従事しました。窓口においてもできるだけ記憶を思い出していただくようにお願いしました。 反省点は、最初は少しの情報しか答えることができなかったので、もう少し早くに情報をお伝えできたらよかったと思います。
11501	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	年金手帳に変わって年金通帳ができれば今までの手帳のように中身がすぐに確認できないということもなくなるので、自分が加入した記録が自分でいつでも確認できるようなシステムがあれば問題も起こりにくいと思う。	年金給付担当時。 問題としては相談時には本人記録と思われるものについてはできるだけ本人から回答を得られるように相談していただがどうしても思い出せない等の場合があり記録が宙に浮く事があった。 本人が思い出せない記録についてはこちらもそれ以上追求できないし、後から再裁定も可能なのでそれ以上の問題とは認識していなかった。	本人にはできるだけヒントを与えるようにしていたが、具体的な事業所名を告げてはいけないことになっていたので、現在のような対応ができれば問題も少なくなると思う。
11502	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	本人確認が必要なため、どうしても本人からの回答を待ったり、電話・戸別訪問していくしかないと思います。	もともとの年金記録の管理方法に問題があったと思います。 転職の際に年金手帳を提出していないなど、年金番号を複数取得する方も多く、そういう問題に対して具体的な対策をとっていなかったため、現在の記録問題があるのだと思います。 年金番号を複数取得している方というのは、私が知る中では採用当時からいましたので、平成5年頃になります。	新規取得届を受理した際に、既に年金番号を取得していないかどうか氏名検索していました。 しかし、その後本人確認をして、覚えがないと回答されればそれ以上対応しようがなく、そのまま新規払出を行うというケースもあり、現在においてもこの場合の追求方法はないと思います。 年金記録の重要性を、もっと広く伝えていくことが必要なのかもしれません。
11503	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	年金特別便・定期便にて未送達となったものの早期対応、及びコールセンターの強化(誤った回答をするケースが多々みられる)が必要。	未統合の手番が複数あり、その記録が漏れていると騒がれているものだと思っていた。知ったのは平成19年の前半頃。	その時点でできることを、1つ1つ解決していくしかないと思いました。
11504	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号の導入後、厚生年金や国民年金の資格取得事務等を行っている中で、年金手帳番号の統合が進んでいないことは感じていた。 平成14年に適用課で記録構正の担当になったときに、原票とWMの資格記録に不一致があり、記録の訂正を行うことがあったと思う。ただ、年金記録問題になるような、そんなに多くの誤りがあるとは思っていなかった。	資格取得等の契機に、資格記録に空白のある方については、他に番号をお待ちでないか、問合せ等を行い、他手番を統合するように努めました。 年金給付課の担当になったとき、裁定前の記録の確認の徹底を心がけていました。 「年金請求のときに必ず記録を確認してきちんとなるから」という内容のことを先輩が言っておられたのを聞いたことがあります。このような、前向きではない姿勢が年金記録問題を作ったのではないか、と思います。 申請主義というか、言われないと調べない、というような待ちの体制を深く反省して、お客様にとって満足していただけるサービスを自ら提供していく組織づくりが大切だと思います。
11505	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	報道等で消えた年金記録なるものは、存在として認知していない。宙に浮いた年金記録の存在は、知っている。	過去の記録をすべて、社会保険業務センターで保有する記録、倉庫の保管している旧名簿の記録等をすべてWM上へ記録を反映させること。その後、現在行っている名寄せや生年月日寄せ等でシステムを有効に使った照会等を前連的に計画を立て、実施する必要があると思われる。今のように、本人の記録に任せるやりかたや多岐な方法を並行して進めているため、進捗状況がばらばらになってしまっており、いつまでたっても完全な状態にはならないような感じがします。また、事務は過去の経験によるノウハウをを持った者による集中、集約化したプロジェクトチームによる作業が効率的であると考える。	期間調査業務に携わったときに、宙に浮いた年金記録や当時の紙台帳を業務センターへ送達して電算データにするときに、他人の記録が入り混じった記録となってしまった記録などが何件か見受けられた。 また、システムに収録されていない記録も多くあり、手作業で探してシステムへの記録収録をしたものもあった。 早急な電子記録データを、当時は要望としてあり、正常な記録を早急に整備する必要があるものと考えていた。	当時業務を担当していたときに、氏名・生年月日等の相異した記録も多く、また、事務所の保有する記録と業務センターで保有する記録があり、調査及び整備については、知識や事務的技術が必要な業務であり、知識習得とできるだけ幅広い調査により、記録の掘り起こしに努めた。 チエック体制の弱さと体制が確立されていなかったことが原因であると思っています。
11506	地方庁	その他(社会保険事務所)			制度や経過措置等が難しく、一般国民には理解しづらいため、事業所での事務処理にミスが多かったり、そのミスに本人も気がつかずに過ぎていまい、その結果「もれ」があるなどの問題に発展してしまう。 2年ほど前から報道などで何となく知っていましたが、今年在籍して難員側に立ってみて改めて	相手の理解が得られるよう、なるべくわかりやすい言葉で説明ができるよう努めました。 年金について、一般の人達に対して周知が足りなかったと思われます。例えば学生のうちから年金制度について学ぶ機会などが必要だと思います。
11507	地方庁	その他(社会保険事務局)	①別人の記録が挿入され年金が決定されている可能性の大きい受給者が存在している。 ②オンライン記録021−1の生年月日「M11.11.11」収録の記録は不備記録。 (以上21.12.2の回答済みコメントです。事務局の再送支持により再度「完了」クリックします。)	①自身の記録と申し立てている者に対しては、記録創成後再裁定にて対応可能だが、別人記録を含んだと思われる既裁定者においては事業所記号0000収録の為確認作業が困難を極めることが予想できる。よって080被保険者原票照会票と021−1面面の事業所記号の突合処理が望ましいと思いますが、事業所記号の二重払い出し等あらかじめ解決しなければならない問題もあり、時間をかけての整備が必要と考える。 ②業務センターに整備依頼中、現在回答まち状態。 (以上21.12.2の回答済みコメントです。事務局の再送支持により再度「完了」クリックします。)	上司、先輩からの支持は一貫して、「不備記録は年金裁定時に行う」との方針の下、仕事を続けてきたので問題といわれてもピンとこなかった。そのためH19にマスコミ等に取り上げられるまで知るという認識はなかった。 (以上21.12.2の回答済みコメントです。事務局の再送支持により再度「完了」クリックします。)	相談窓口、年金給付課に席を置いていたので、今まで以上にお客様からの聞き取りに注意を払い、自身の経験を基に受付時および処理時の記録検索を行った。 また、反省点と感じることは「記憶は時間と共に記録と相違して(ズレて)いくものである」を念頭に社会保険行政全体が記録管理をしてこなかった点が考えられる。 (以上21.12.2の回答済みコメントです。事務局の再送支持により再度「完了」クリックします。) 加えて一言申し上げます。このような二重入力を支持されたことで、現在携わっている特別便業務が一際遅延いたします。報告上は処理完了かも知れませんが実態はまだまだ残数があります。国民への衷切りにならないような組織に生まれ変わらなければ、このアンケートもパフォーマンスとなり、反省ばかりになると思います。
11508	地方庁	社会保険事務所課長級以上	無回答。	現場で多人数を対応しましたが、報道に洗脳された人や、虚偽(嘘)の記録照会をする人がなくならない限り、真の「解決」には到達しません。完全な解決はありえないことは、現場の誰もがわかっていると思います。	問題は過去の社会保険庁があまりにも、ずさんな管理をしたこに起因する以外ありえないと認識しています。問題の存在を知ったのは、報道の先行によるものでした。	職場の指示系統に従順に従い対応しました。現時点では、業務センターに郵送された得別便を現場に戻し対応させることなどを始め、あまりにも無計画及び無責任な指示により、現場の本来業務が遅延し、結果的に国民の皆様に迷惑を掛けるという悪循環であり、全体を見据えなく、本来の目的を理解しない、政治や報道等、体裁を優先・先行した指示系統が反省点であると痛感
11509	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じません。	名前と生年月日、当時の事業所名を頼りに地道にあたるしかないと思います。	新聞・テレビでいろいろな報道がされるようになり、問題について認識しました。もともと本人の請求により支払われる法律の年金なので、本人の請求しない分について社会保険で「これはあなたのですか？」と確認して支払うことに多少の違和感はありました。 銀行に、約束手形をなくしたけど、確かに振り出してもらったから支払えといって支払う銀行はないと思います。 また、約束手形をなくしたのは自分だがなくした自分は悪くなく、振出人が悪いとテレビに出る人はいないと思います。	お客様に、丁寧に説明、対応することで納得いただけるよう心がけました。 当時、厚生年金番号に住所がなかったこと。 現在の定期便のように被保険者本人に通知される仕組みがなかったこと。 事業所は届書を絶対に間違えない、嘘をつかないという前提で仕事をするしかない仕組みが反省点と思います。
11510	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	申立者からの記録照会に対して、各社会保険事務所によっては、総合相談室、厚生年金適用課、国民年金業務課など各々にて記録調査及び回答進捗管理を行っている現状がある。また、記録整備に係る事務処理においても、各県によっては、事務の集約化が全国一律となっていないのが現状である。 したがって、記録照会から記録回答及び記録整備、溯及支払いまでの期間が一定になっていないことから多くの申立者に対して、一際の不安及び不信を増長している結果となっていると考える。 年金記録問題の早期解決を政権公約等において掲げているとおり、早期に申立人の記録調査及び記録整備を果たすことが我々職員の最優先の使命であることから、各県及び各社会保険事務所単位にて「記録調査及び記録整備」業務に一定の職員のみが専念する集約体制を早急に確立すべきである。 専任体制を構築することにより、「誰かがこの問題を解決してくれる。」という無責任な意識を完全	私が入庁したのは、平成8年10月であり、平成9年1月の基礎年金番号制度発足とほぼ同時に年金業務に携わってきております。入庁当時は基礎年金番号の付番と並行して、厚生年金及び国民年金手番の統合について、周知を図っておりました。しかしながら、基礎年金番号制度の発足から年数が経過するにつれて、「年金の裁定請求時に、記録統合及び記録整備を行えばよい。」といった風潮があったと認識しています。 また、平成19年4月頃よりマスコミ等の報道等により、いわゆる「5千万件」等の数字が公表された当初においても、氏名索引等の方法によって、ほぼ未統合の手帳番号について、早期に解決できる問題であると認識しておりました。 しかしながら、国民年金業務課に配属されている現在、「国民年金特殊記録台帳」とオンラインシステムとの記録不突合等、納付記録がシステム反映されていない現状を目の当たりにした結果、国民の信頼を裏切る重大な問題であり、保険者自らが猛省し、解決しなければならない問題であると認識を改めている。	現在、国民年金業務課において、国民年金保険料に対する納付記録照会申出書に対する記録調査及び回答業務に携わっております。申立の受付から記録調査及び記録回答、整備までの期間をできるだけ短期間に行うことを「目標達成シート」にも掲げ、日常的に取り組んでおります。 また、国民年金の記録問題については、市町村との協力が必要不可欠であり、連携して問題解決に向けて共に努力を重ねております。 「年金記録問題」は、「保険者が正確、親切、迅速に適用及び給付を行う。」という自らの根幹を自ら失った事態であるという認識を職員一人ひとりが共有し、行動しなければならないと考える。 加えて、届出及び申請がなければ、何もしないという「保険者の不作為」を反省したうえで、積極的に制度周知及び理解を図るという前向きな姿勢も必要であり、記録照会の内容においては、制度に対する理解不足によるものも散見されることから、年金制度に対する教育活動の推進も必要であると考える。
11511	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	知識・経験のある人材の確保が必要ではないでしょうか。 コンピュータの技術も進歩し機械的に解決できることも多数あると思いますが、 年金記録問題は年金制度の発足と同時にスタートしているとも言え、今日までの長期間の間に時代や地域におけるレアケースがまだまだ存在すると考えられます。若い職員の知識を補う上でも大切ではないかと思います。 加えてマンパワーの不足もあるのではないかと思います。	未統合手番の存在は、年金給付担当になったときに知りました。 当時は転居や転職に伴って、新手番が払いだされることはありうるものだと認識していました。氏名や生年月日の収録が相違している記録があることも承知していました。	当時の上司や先輩からは、年金請求のあったときに本人の記録をすべて確認し裁定しなければならないと指導されていました。氏名検索等を行い本人のものと思われる記録が判明したときは、連絡を取り確認をとった上で記録を統合し年金裁定をしていました。ご本人の記録をきちんとしてから裁定するそういった意味では以前から変わらぬものと思います。 年金記録の重要性を国民の皆様に認識していただくようもっと周知が必要であったと思います。年金制度はご本人から手続きをとっていただくようになっており、年金記録問題の多くが、十分にご理解いただかなければ発生しうるものであったのだと思います。 全国オンライン導入、基礎年金番号導入時に未統合手番等の存在は十分認識されていたはずであり、過去記録の整備等実施はされましたが、現在の状況を見ますと、やはり不十分であったものと思われます。
11512	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	何十年もの長い期間に積み重ねてきた問題を短期間で解決することは困難です。何よりも二度と同じことを繰り返さないようにすることが信頼回復への近道でもあると思うので、地道ではありますが、現行どおり、社会保険庁が管理している記録と本人の記憶をもとに、一件一件を丁寧に調査していくことが必要だと思います。	氏名や生年月日が相違(旧姓や入力誤りなどによる)した記録など、一人が複数の年金番号を持っているため、基礎年金番号に登録されていない番号が多数存在していたので、年金裁定時の確認が大変になると思っていた。 はじめて厚生年金の期間(記録)調査を担当することとなった平成6年ぐらいからです。	年金記録問題が騒がれる以前から窓口などでお客様と接するときは、ご自身の年金記録を確認していただき、できるだけ早めに本来の記録となるよう心掛けてきました。 できることであったならば、基礎年金番号が導入された時点で、加入期間だけでなく会社名などが記載された年金記録(特別便と同じような)を知らせるべきだったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11513	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	本人の年金加入記録に結びついていない加入記録については、引き続き確認業務を行う必要があります。本人へのお知らせ等については、誰もが理解しやすい形式に改善を図っていく必要があると考えます。	基礎年金番号スタート時に、基礎年金番号通知とともに本人へ外の番号確認をしていますが、すべての方が間違いなく回答いただけるのか心配していました。本人記録が的確に管理されないことになると、老齢給付のみならず障害・遺族給付に重大な影響を及ぼすことになると考えていました。	基礎年金番号スタート時に、国民年金担当をしていましたが、市町村窓口において、国民年金異動に関する届出が行われるとき、各制度の手帳番号の確認が適切に行われるよう、市町村システムの構築を含め話し合いを行った記憶があります。 全被保険者の方、事業所労務担当の方に、年金手帳の使用方法について十分な周知が行われていたか疑問はあります。
11514	地方庁	社会保険事務所課長級以上			オンライン記録以外の年金記録が、マイクロフィルムなどにより管理されている事を職員に周知できていないため、年金記録として管理されているにも関わらず、正しく年金額に反映されていないことは重要な問題として認識していました。 この問題はオンライン切り替えの際に、必要な予算確保ができないことから、マイクロフィルム化したことにより、記録調査が複雑になったことから発生したことだと思います。	年金相談に際しては、オンライン情報だけでなく、マイクロフィルムにも記録があるということを思いながら、対応していました。 税金が使われていることから、効率性を求める余り、確実な確認ができる時間が確保できない状況を作ったことが反省するべき点であると思います。
11515	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	年金問題については、機械化される前の台帳との齟齬があるため、一つ一つ照合することが年金問題の解決につながるとおもいます。	年金記録については、年金裁定の際に本人に確認する時点で年金番号に収録されてない記録があることは窓口対応したときや、平成12,3年頃年金給付課に在籍したときに認識はしていました。その時点では年金自体が消えているという認識はなく、別の年金番号で管理されているといった認識でした。	WMによる操作の上、見つからない場合は期間調査依頼書を提出してもらい台帳による調査を担当者におねがいしていました。問題点として、年金給付の裁定請求書を提出する際は必ず記録を確認してもらいますが、この時点では以前の勤務先を覚えていない場合も多くあります。職歴を覚えているうちに年金記録を統合することが最善の道だと思います。
11516	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ありません。	年金相談時に記録不明の期間がある場合、ご本人に詳しく聴取して確定できない場合は、統合しておりませんでした。しかし、できる限りご本人には記憶を呼び起こしていただくよう指示しておりました。不明の場合はやむを得ないと思っておりました。 年金給付課に勤務した10年前に知りました。	できる限りヒントを与えて、ご本人の記憶を呼び起こしていただき、年金につなげるよう努めました。 問題点については、年金制度の問題と、職員の自覚の問題だと思います。 まず、年金制度については、当初から基礎年金番号制が導入されておればよかったと思いますが、当然無理だったでしょう。 年金制度につきましては過去から改正ばかりで、記録ばかりか受給についてもかなり複雑になっており、受給についても不利益を受けている人も多いと思います。 また、職員も記録問題については昔から認識しているにもかかわらず、問題意識に欠けていたと思います。
11517	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				記録を調べにあたり、本人からくわしくきき取り、自分のすべての知識方法をつかい、しらべました(関連会社など) 旧台帳記録のオンライン上の管理をすべきと、常々思っていました。
11518	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にない。	時にない。	基礎年金番号の統合について、導入時に、各制度の被保険の住所管理について、国民年金制度では住民票上、厚生年金制度は居所となり疑義を感じ県保険課を通じ、庁へ照会したが、問題なしとの回答を受け統合処理を行っていた。 疑重複調査票が打つ出されて、会社に照会しても会社は居所しか把握していなく、よく別人扱いで返されていた。一部の被保険者からは手帳が2通になったとの問い合わせがあった。 厚生年金のあっせんに事案については、多くは事業所の担当者の理解不足であり、富山県では資格喪失届けには、資格喪失日とは別に退職日を記入することで間違いが起きないよう工夫をしていた。 2000年に様式統一した際、庁へ記入項目を残すように依頼したが、却下された。 国民年金の台帳の処分については、現場では廃棄しないよう、庁へ要請をしていたが、却下された。特に村瀬元長官が来県され、職員との意見交換会で直接話をしていたが、確認しますとのことであったが、その後何も無かった。	上記の問題点を現場では、それなりに重要なこととして把握して改善を図っていたが、庁が現場の実情を理解していなかったことが、問題が大きくなった原因と思う。 結局は、庁の幹部クラスは、机の上で考え、法律や規則外のことについては、一部の例外と考え、対策を講じ無かったと思う。
11519	地方庁	その他(社会保険事務局)			基礎年金番号が導入されるまでは制度ごとに番号が異なっていたことや、勤務先が変わったときに以前の番号を提示しなかったり、厚生年金をかけていた認識がなかったりしたことや、もっと以前はコンピュータもなく年金の裁定時には 会社名等を自分で言うことによる申請主義であったこといまコンピュータのある時代だからこそできることをもっとアピールすべきであるとおもいます。 まだ基礎年金番号導入時に照会文書を送っていますし35歳45歳通知で再度記録整備する失先であったと思います	裁定請求時には旧姓も含めての氏名検索を行い本人の言う記録が出てこないときは調べたり照会をかけたりはこの問題以前より当然のことtpして みんなしていましただた、私たちが知りえなかったコンピュータにまったく入ってない記録については、もっと早くすべきだったと思います
11520	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	特になし	裁定請求の際に最終的には申出の期間を確認して支給するものと思っていた。	不備な記録はあったもののWM、あるいは、台帳で確認して対応するしかなかった。
11521	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	上のほうの方が期日ばかりにこだわって調査がおろそかになると思います。 それでは結局同じ繰り返しとなると思うので、担当が時間がかかってもきちんと時間に追われることなく納得するまでやっていくべきだと思います。	納付されてたものがされていないことになっているのは大変なことだと思いますし、大変ご迷惑をおかけしていると思います。 問題を知ったのは新聞報道されてからです。	来所いただいたお客様やお電話でご連絡いただいたお客様に対しきちんと謝罪し、説明させていただくよう心がけております。 この問題は制度自体の複雑さが根底にあると思います。
11522	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	日々、年金記録関係で窓口にいらっしゃる被保険者や被保険者からの電話に対して、誠実に対応するようにしているつもりですが、今後も被保険者一人一人の立場に立って、対応するよう心がけていくことだと考えます。	年金記録問題は、宙に浮いた記録が5000万件あるということで、被保険者一人一人の記録がきちんと管理されているのかどうか不安になるような大変な問題だと認識しています。平成19年頃、年金加入記録問題が表面化したときか ら、そのような問題を知りました。	旧台帳の調査やマイクロ突合など、年金記録を解明するために努力しました。窓口での被保険者対応でもその被保険者の宙に浮いた記録がないかどうか検索したり、検索してもなければ調査したり、懸命に年金記録解明に向けて、 自分なりに対応したと思っています。 反省点があるかどうかは、まだ考えられません。
11523	地方庁	社会保険事務所課長級以上	しりません	全職員で取り組む	平成9年ごろ。同制度でいくつも番号をもっている。	ひとつにまとめる
11524	地方庁	その他(社会保険事務局)		こつこつと、一件ずつ記録の確認をしていくしかないとおもいます。	少しでも早く記録を整備していく必要があるとおもいました。3年ぐらい前です。	今までの制度にも大きな問題があったと思います。 電話をしたり文書を送ったりして、記録の整備に努めた。
11525	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	存じません	細かく調べるためにも人員が必要だと思います。	記録に間違いはないと信じていましたが、必ず納付したはずなのに未納になっているという被保険者からのある申出があったときそんな間違いももしかしたらあるのかとも思ったことがありました。平成15年頃だったと思います。	領収書等の証拠がないと記録の訂正はできないと丁重にお断りしました。 当時、いくら強く言われても申し出だけで納付記録を訂正するようなことはできるはずもなく現在のように第三者委員会に判断してもらう機関もなかったため本当であればとても申し訳ないと思いました。 どんな経緯なのか、証拠がない以上真実はわかりませんが、そんな事例が多いのはやはり今ま
11526	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に思い当たる事はございません。		年金記録問題以外にも以前より国年免除問題等で国民の皆様方から厳しくご批判をいただいていた立場から、この記録問題でいよいよ年金制度の根幹を揺るがしかねない非常に深刻な状況となったと認識しました。 ただ、日々の業務の中から基礎年金番号に未統合の手番が多く存在することは知っておりましたが、約5000万件に及ぶ数的規模であることは知りませんでした。	この大きく深刻な問題を一気に解決するような画期的手法を考えることよりも、時間はかかるが一件一件のお客様からのお問い合わせに対して丁寧な対応と説明を心がけ、解決に向けて真摯に取り組んでいく事が逆に近道であり、また自分ができることであると考えました。 反省点としては、年金記録問題が世間に認識される前は未統合記録の登録作業は本人様に事業所名等を正確に思い出していただくことが必要であったことから、今のように積極的に未統合記録の解消に向けて今ほど前向きに取り組めていなかったことです。
11527	地方庁	その他(社会保険事務所)		旧台帳(紙台帳)、国民年金においては、市町村の台帳との突合を行うこと。	基礎年金番号の制度が始まった際、手番のまま統合されていない記録が多く残っていたこと、また本人から期間照会がだされ調査してみると遡及漏れの記録があること等が問題であると思っていました。 時期は10年くらい前からです。	厚生年金の期間照会業務を担当していた頃は、個人的には一生懸命記録を調査していましたが、この問題は組織として取り組まなければ個人でできることは限られるのでそれ以上はどうしようもないと思っていました。職員の中にもそう思っていた人はいたと思います。そういう声を勇気を出してあげればよかったと反省しています。
11528	地方庁	社会保険事務所長		コンピューター上のの記録と過去の紙台帳記録との照合を速やかに実施していくしかない。	20数年前に厚生年金の重複取消届の処理する際に、手帳及び証書をかなりの数持っている方が多く、年金請求時全てを把握し処理するのはなかなか大変な作業になるのではと危機感を感	算定基礎の説明会及び調査時にできるだけ重複取消届の提出について周知してきたつもりですが充分ではなかった。組織的にしっかりと取組む必要があった。
11529	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	わかりません	ありません。ここ2、3年のTV新聞報道で知りました。	わかりません
11530	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	具体的な問題は、特に存知ません。 ただ、厚生年金に関しては、事業所と社会保険事務所との間で、どちらかの手続き及び処理の誤りで記録問題が生じたものと思いますが、国民年金に関しては、地域の納税組合、市町村等経由のうえ手続き及び処理がされていたことから、現金を扱っていたこともあり、あくまでも個人的な考えですが、この経由の間に問題が生じた可能性が十分あることが想定されます。	記録の確認は、一次的な機械上の記録の突合と、二次的な本人からの申出による漏れ記録の情報収集、三次的な手作業による記録の確認、四次的な再申請に対する記録の確認に加え、クレームへの対応となっておりますが、二次以降の処理に経験を有する人材と時間が大量に必要になっております。 これは、報道等も含め単に手帳番号を重複取得した方と、記録が誤脱漏した方とを一緒に捉えたため、国民の方々に誤解を与えた結果、一時的なパニックを引き起こしたことも、必要以上の本人申出が発生した要因であると考えております。 日本年金機構の設立を期に、この国民の皆様の注目を利用し、再度年金記録問題の本質と今後の方策を公表し、皆様の理解をいただく必要があると考えます。 まず、限られた人材と時間であることから、何らかの確認作業の優先順位を付ける必要があると考えます。例えば、 ・生年月日順に順次進める。 ・記録漏れの割合が高い国民年金の作業優先する。 ・厚生年金の昭和10年代から30年代の記録を重点的に確認する。 ・年金受給者、無年金者を優先する。 などが考えられます。 とにかく、人材と時間に限りがある以上、すべての記録を突合するには、優先順位と長期に及ぶ作業が必要であることを国民の皆様にご理解いただき、皆様にご協力いただくことが、一番の方策であると考えております。	厚生年金手帳番号の重複については、入庁当初から、重複取消届を目にしておりましたので、認識をしておりました。ただし、具体的な件数は認識しておりませんでした。 また、申請主義であったため、複数の記録を持っていても、本人が気付いた時、又は年金請求時に確認、統合すれば良いものと認識しておりました。 年金記録問題の本質である、誤脱漏については、入庁当時、厚生年金記録の被保険者原票から、コンピューター管理に切替わる時期であったことから、このような問題が発生する認識はありませんでした。 入庁の数年後の平成元年ごろ、厚生年金の「記録照会」を担当した際、昭和10年代から昭和30年代の被保険者名簿の記録について、手帳番号及び記録確認について手作業処理が必要であることを認識しましたが、あくまでも、この本人申請による「記録照会」によって解決していくものであると認識しておりました。	厚生年金手帳番号の重複は、取得届の処理に際し、疑重複リストが出力される以前は、同姓同名の確認等により、重複が疑われた場合には、事業所を介し確認をしておりました。ただし、個人の前職の問題もあり、事業所へは、遠回しに、「同姓同名の記録があるようですが、他に手帳をお持ちか確認いただけますか？」又は「ご本人から連絡いただけますか？」などの対応をしておりました。 これは、根底には、あくまでも申請主義との認識があったことによるものであり、積極的に記録の統合を働き掛ける行動が取れていなかったことを反省しております。
11531	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		新聞報道等で知った。	新聞等でも報道されているように、本庁、地方庁との情報共有がなかったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11532	地方庁	その他(社会保険事務局)			全てではないが、大多数が、一人に対して複数の年金番号が与えられたことが、問題の原因だと認識している。 入庁(17年10月)直後に知った。	他の手帳番号の存在を、あらゆる可能性から探すように心がけた。 一人に対して、一つの年金番号が渡りあるいていくという、公報、周知徹底がされてなかったことが反省点だと思う。
11533	地方庁	その他(社会保険事務所)		一件ずつ親切、丁寧な対応を地道に進めるしかないと考えます。 ねんきん機構設立もあり、通常業務も混乱が予想されますが、バランスも勘案しながら、年金記録課を中心の最大限の人的配置が必要と考えます。	あくまで、事業所から善意の届出に基づく、業務処理をしていると認識していましたが、オンライン導入時の記録移行時や基礎年金番号導入時の記録確認が不十分であったこと、統合懐当時における制度周知が未成熟であったことや届出主義の問題点だったと認識しますが、当時は年金請求時に記録統合する考え方だったので、問題の存在についての認識は持ち得ませんでした。	お客様に制度理解を深めていただけるように記録問題の対応をしてきました。 しかしながら、第三者委員会のあっせんでは、事業所新規適用以前の期間が被保険者期間として認められるなど、制度を逸脱した対応は看過できません。 また、社会保険庁から1年前の受付にかかる回答が大量に送付される際も、検索が不十分な回答を送付したにもかかわらず、照会先の明記がない回答を送付するなど、現場は混乱しています。 もちろんお客様の声は一番大事ですが、しっかりとした制度のあり方を議論するには、第一線職場で対応する、社会保険事務所現場職員の知識と経験が必要です。
11534	地方庁	その他(社会保険事務局)	死亡した年金受給者の取り扱いについて、各事務所の取り組みが統一されていないように思われる。	道族への照会ができる者とできない者に分類し、照会できない者については庁なり事務局が集約し、各市町村に道族の照会をする。	平成14年4月に国民年金業務係長になったとき、当時の先輩から記録の問題について話を聞いた。 その当時、被保険者からの紹介があり次第、自分の職務上できる限りの記録整備をやっていこうと話をしていた。	その当時、被保険者からの紹介があり次第、自分の職務上できる限りの記録整備をやっていこうと先輩たちと話をしていた。 組織的な問題と、個人情報の問題からうかつに言い出せなかったことにが、問題をさらに拡大させたと考え、反省しています。
11535	地方庁	その他(社会保険事務局)	知らない。	全職員で問題解決に向けて協力する。	マスコミ等で問題になるまで、特に意識することはなった	厳しい目を向けられるようになり、職務により必死に取り組むようにした。 過去の怠慢が問題であると思う。
11536	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題を知ったのは昨年2月1日臨時職員として採用していただき、まもなくでした。 いわゆる宙の浮いている問題として言われている年金記録問題は、旧姓で年金手帳を持っていたのに婚姻により新たに付番され統合されておらず、記録がぬけたままになっていたり、複数の事業所で勤務していたり住所を転々としていた方などの記録が統合されていない。 国民年金保険料を納付済みなのにもかかわらず、前後は収まっているのに、間が抜けている記録などが、年金記録問題と周知しておりました。	年金手帳再交付や国民年金保険料納付書再発行などで相談受けたときでも、お客様の記録で重複している記録はないか？未届けの部分はないか？ 特に3号記録で配偶者が厚生年金がきれているのにかかわらず3号になったままで、特例の届出が必要な方がたくさん見受けられます。 免除申請用紙を点検していても3号特例の届出が必要なかた、氏名変更がされていないかた、住所変更がされていないかたなど多々ありますので関係届けの提出を促す文書を常々送付して
11537	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	時間はかかるが、着実に1件1件対応していく。	基礎年金番号に統合できていない記録はあることは知っていたが、年金受給までには統合していくものと認識していたが、件数や埋もれている記録があったことまでは19年6月の問題発覚まで知らなかった。	できるだけ記録を確認しご本人が本来受取るべき正しい年金を受取っていただくよう対応しようと心がけました。 この問題は色々なことを先送りにしてきた結果だと思います。
11538	地方庁	その他(社会保険事務局)			お客様目線のまったくない、無責任の集積により生じた問題。 新聞報道などされて知った。 ただ、標準報酬の誤りなどは、毎年過年度について事業所より指摘を受けて訂正したりと、ずっとあった問題であったと思う。	国民の一生のお金に関わる業務であるから、慎重さと正確さがなによりも大事であると常に意識し業務にあたるようにした。 反省点としては、これまであまりにも大切な記録を扱っているという意識が職員に不足していた。 各職員が仕事の「重さ」を認識していかなければならないと思う。
11539	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		健康保険業務が主だったのでマスコミなどで報道されるまで問題の認識がありませんでした。	自分の担当する記録問題について、責任を持って迅速に調査をするように心がけています。
11540	地方庁	その他(社会保険事務局)		問題の早期解決に向けて、精一杯業務に励むしかないと思っています。	国民からの信頼を失墜する大変な問題であると思いました。 当時謝金職員でしたが、この問題の存在を知ったのはマスコミ報道された時期を同時期です。	当時謝金職員でしたので、職員の言われるとおりに対応をしておりました。
11541	地方庁	社会保険事務所長		被保険者の皆様に記録を通知し、確認してもらう。	平成19年の記録問題が報道された時に存在を知った。	被保険者の皆様記録を確認し、記録の回復を図る。
11542	地方庁	その他(社会保険事務局)		浮いた記録については、地道に照合するしかないと思うが、市区町村と連携をはかって窓口を増やすことが重要だと思う。国民年金の特殊台帳などは、昔の知識が必要になるため、OBの力が借りれないのかと思った。	浮いている記録があるということを知ったのは、2，3年前で現場にでてからだった。最初おしえられたのは、基礎年金番号導入時にハガキを出し忘れている人がいるからだと教えられた。なので、最初のころはハガキを出し忘れた人が悪いと思っていた。しかし今になって思うと、基礎年金番号導入時の準備不足に問題があったのだろう。	とにかくできるかぎりの情報を素直に出すことが重要だと思った。これは、個人情報保護の問題もあるので難しいが、なるべく国民の記憶を思い起こすような情報を伝え、お客様の立場にたって対応することが重要だと思った。 この記録問題は、制度の節目やシステムの移行時の準備不足と、そのあとのフォローが十分でなかったことによると思う。基礎年金番号導入時や紙からデータへの移行時には、十分な準備と事後のチェックが必要だったと思うが、それが無かったように思う。また、国民と社会保険庁との情報の相互チェックがいままで少なすぎたのではないかと思う。
11543	地方庁	社会保険事務所長	思い当たりません	現在、進められている年金記録問題対策の他に、旧厚生年金被保険者台帳に転記するため、基となった被保険者原票の記録が正しく転記されているか内容確認を早期に実施する必要がある。 (問題解決として取り組む中で、フォローアップ照会で電話、文書案内に対して連絡が取れない者があるが、連絡が取れて古すぎて思い出せない、確立が高いが自分の記録でないという回答が多く、この方策が浮かばない)	基礎年金番号制度導入前までは、国民年金加入期間と厚生年金加入期間があれば、必ず二つの年金番号があったことが当たり前であったこと。 基礎年金番号導入に当たり、年金番号の統合に向けて本人に照会を行ったにも関わらず、回答がなかった者は引き続き複数の年金番号を持っていることで年金請求時に解決できると考えていたが、過去の手続処理として氏名、生年月日、性別の不備、加入記録の不備があって、結果的に年金記録問題に発展したとは思ってもいなかったことで、年金の受給権、年金額に大きく影響する大きな問題と認識している。 年金記録問題として、「消えた年金、宙に浮いた年金5，000万件」が話題となった平成19年5月頃知った。	何よりも、当事者のためにと相談、照会に対して出来る限りを尽くして調査に当たった。 相談者に対しては待たせることがないように懇切、丁寧に説明に当たった。 記録の処理に当たった当時としては最善の方法であったと思われるが、やはり担当する職員の意識に薄さ、まだまだ年金受給者も少なく記録の管理がずさんであったと言わざるを得ない感がある。 記録するにも二重のチェックの徹底に欠けていた。職員、非常勤職員に対する各種研修不足が原因と思っています。 ガバナンスを図り事故防止の徹底を行うことに欠けていたと思慮する。
11544	地方庁	その他(社会保険事務局)	マスコミや国会で指摘されることのほうが、地方の一職員の知識よりも多いような気がします。	ねんきん特別便や、ねんきん定期便で、やはり「わかりにくい」「どう対応したらいいのかわからない」という声を、自分のまわりの知人からも聞きます。 たとえば、ねんきん特別便では、共済加入期間は、老齢基礎・厚生年金の裁定原簿上の加入期間がそのまま表示されるため、実際はもっと後まで共済で勤めている人もいるのに、まるで「これだけが共済加入期間です」と言っているように受け取られる。また、事業所が厚生年金の適用を受けていなければ、いくら働いていたことが事実でも、当然記録は出てこないわけで、そうした制度上の仕組みを一般の方に理解してもらえるように対策を考えなければ、不安をあおらせるばかりではないかと思います。そういうことがきちんと伝わっていないために、相談件数や照会件数が増え、窓口も担当課もパンクして、余計に業務に支障が出るのではないでしょうか。	平成14年当時から、厚年の記録補正を担当していたので、オンライン上のデータに反映されていない台帳記録が多々あることは知っていました。また、事業所記録情報(020110、02011 1画面)の内容が正確でないこともあり、データが正確でないことに起因する記録照会も多く(台帳をめくればすぐに見つかった)、本人が照会してこなければ、記録が埋もれたままになるのでは、という疑問はありました。 ただ、「消えた年金」と騒がれていることについては、世間やマスコミから、誤解されている部分があるのではないかを思います。	照会に対する期間調査業務と並行して、オンライン上に反映されていない記録を、補正作業で整備してはいかがかと、当時の上司に提案したこともあります。膨大すぎるという理由と、当時はこれほど年金記録問題が重要視されていなかったためか、その必要はないと判断されました。 年金記録問題が大きく取り沙汰されて、社会保険庁全体で記録の整備に取り掛かれたことは、よかったことだと思います。 しかし、安倍内閣当時から公約とされた、年金記録問題を解決する期限には、どう考えても無理があると思います。職員はもちろんのこと臨時に採用したスタッフとともに、現在も突貫工事でがんばっているわけですが、本当に正確で適正な処理がされているのか？と疑問に思います。
11545	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません		報道されてから	わかりません
11546	地方庁	その他(社会保険事務局)		社会保険庁存続。	マスコミが報道を始めた時	私自身としては、労働組合を通じ、改善を呼びかけました。反省点については、厚生年金は、天皇主権の時代に、戦争の徴用を調達する手段として発足し、国民の福祉よりも、金銭を調達することに主眼がおかれた、ことにあります。また内務省が所管し、警察が運営したこともあげられます。多くのOBの人から聞いた事ですが社会保険は警察から分かれ、昭和40年代までは、社会保険の幹部は警察からきた人も、いたそうです。吾妻さんの冤罪事件からみて明らかなように、基本的人権や、法令を無視した警察の行政のあり方を引き継いだのが最大の原因とおもいます。また昭和40年代前半までは労働組合はなく問題点を訴える事ができなかったのも、原因です。
11547	地方庁	その他(社会保険事務所)		市町村と連携し、戸別訪問や文書による接触を心がけるようにする。	何時ころかは不明であるが、受給者にのなかには、すでに死亡している方もいてかならずしも、すべて完了するには相当な時間、経費がかかる問題だと認識している。	窓口に年金相談にきた、来所者を対象に、厚生年金期間記録の確認を促し、そのままにせぬようにこころがけた。以前の年金相談員は、記録統合は、年金請求時で良いからと、そのままにしていたらしい。だから、何年もたってから、請求する年齢になると、厚生年金に加入していたことが思いだせず、統合できずにいるケースがあったのではないのでしょうか。記録問題が表面化したときに、来所者から、相談員に年金請求時でよいからと言われて、そのままにしていたと、お叱
11548	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	迅速な処理と信頼の回復	信頼を損ねる大きな問題として認識している	相手の立場に立ち接客し、事務処理としては迅速丁寧をこころがける
11549	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に存じません。	一人ひとりが、与えられた職務を自覚と責任を持って、全うすることが何より大切と考えます。	国民の皆様に対し、社会保険に携わる者として、大変恥ずかしく感じておりました。 また、新聞、テレビ等のマスコミ報道があるまで、問題の存在を存知ませんでした。	平日や休日に、できうる限り、記録の解明に向けた取組みに参加しました。 反省点は、社会保険職場全体として、個人情報保護や法令順守の意識が十分ではなかったと思います。したがって、日常的に一人ひとりがこれらの意識を持ちつづけることが大切であり、今後も研修等を活用して職員に意識させる取組みが必要と思います。
11550	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくになし。	とくになし。	現行の年金制度の根本を揺るがす大問題だと認識している。 問題を知った時期ははっきりとはおぼえていないが、マスコミで年金記録問題が取り上げられ始めてから。	地方事務所でできるのは一人一人の記録一件一件を丁寧に調べることだと思ったので、時間はかかっても調べ、回答した。 慎重になりすぎて時間がかかったのが問題だったと思う。
11551	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
11552	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員の育成一期間照会など専門分野の集中化が必要。	手作業時の記録管理が大きな問題を引き起こしたものと考えていました。 次期は、よく覚えていません。	オンライン切り替え時の確認不足が反省点です。
11553	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に存じていません。	特にありません。	資格取得届にならら年金番号記載無くても深く追究しなくて、そのまま事業を信用して新規で新番号で払出し処理しているのを疑問に思った。 社会保険事務所に入ったばかりの頃はまだWMなどなく、何とか被保険者の離歴問い合わせても事業所が厚生年金被保険者証を所持してないと申立て あればそのまま信用するしかなかった。 こうしたことが後に基礎番号が発足して、その際重複する基礎年金番号の統合処理を被保険者等に照会しても照会の説明文が官庁用語でわかりづらく完全に回収せず途中で終了したことが今回の問題に発展したと思う。	被保険者に説明してなんとしても回答するよう努めた。 基礎年金番号は会社が変わっても一生持ち続けることを被保険者や事業所に徹底して伝えることが肝要と考える。 また厚生年金より国民年金に切り替えても同様なむね伝えていくべきである。
11554	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	すぐに解決できる問題ではないので、マンパワーを投入して、地道に解決していくしかないと思います。	20年4月に臨時任用職員として採用されたばかりなので、詳しい内容についてはあまりよくわかりません。 マスコミの報道等で、国民年金の保険料を納めた期間が反映されていないとか、勤めていた期間の厚生年金記録がない、脱退手当金をもらった覚えがないのにもらったことになっている‥等を知りました。報道されてから知ったので、おそらく2007年頃に知ったと思います。	直接かかわるような状況ではなかったのですが、もしそのようなお電話でのお問い合わせがあったら、丁寧に対応するように心がけることくらいでした。 反省点としては、他人事であるという意識がどこかにあったのでは‥と思います。それともっと早いうちから、機械化に移行したあたりから、時間をかけて 整備しておけばよかったのでは‥とも思います。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11555	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	適用もれ、報酬相違の原因が事業主側に存在する事実が無視され、社保庁が一方的に悪者扱いされている。	法が100%的確に運用されないことはどの法律でもありえることである。 今後の仕事が「マニュアルがすべて」ということになれば、何も解決しない。		
11556	地方庁	その他(社会保険事務局)		時間をかけて一件一件を確認すること。	記録の統合漏れ。 問題が公になってから。	今まで以上に加入記録の確認を徹底した。 制度の変更に伴う問題点の洗い出し。
11557	地方庁	その他(社会保険事務局)	とくにありません	台帳とwm上の記録を突合する	テレビなどの報道で知りました。	データを管理する方法をかえた際にチェックができてないと国民に思われ、信頼を失ったことが最大の反省点と思います。
11558	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		私は平成7年12月1日付けで省庁間配置換により社保庁にお世話になりました。平成12年4月から年金給付業務に携わることになり、お客さんのとの対応のなかで、氏名の不一致・生年月日の誤り・事業所記号の誤り等属人的にある事を知りました。 これは社保庁の管理にも問題があったと思いますが、加えて被保険者・事業所側の年金に対する無関心さが大きな原因だと思います。	お客さんの記憶等に基づき親身になって検索し、処理してきましたが、本人の記憶だけでは限界があったと思います。私自身当時はまさか今日のような膨大な件数があるとは想像すらしませんでした。おしむらくは何年でも早く組織として記録の整備に取り組んでおれば良かったと思います。
11559	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし			
11560	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			手作業で処理をしている部分がありましたので不明な点が発生した場合は確認すべきと思っておりました。平成18年から医療係に在籍したため、実際に業務にあたったのは、20年になってからだったと思います。	可能な限り確認し、訂正等必要なものについては早急な処理をすべきと考え実行してまいりました。部署がかわりセンター内で支援というかたちではありますが、全員で協力し業務にあたっております。処理にあたっては正確に迅速にがモットーですが、そのうえに事後のチェックが大切だ
11561	地方庁	社会保険事務所長			s社会保険業務における最優先課題として認識している。 19年6月から多数のお客様が事務所に殺到し大混乱となった。	現場の事務所長として、混雑緩和について受付窓口の拡大及び年金記録問題専用のブースを設置するとともに、全職員にたいし対応可能となるようスキルアップの研修を実施した。また、OB職員・社会保険労務士・関係団体等に協力要請を行い対応を図った。 手作業(紙台帳・原票等)から現行システムへの移行時において、十分な確認作業が不足していたと思われる。
11562	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし			
11563	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じません	やはり、加入時の基礎年金番号確認の徹底に加え、節目ごとの職歴のお知らせや受給手続き時における最終確認など当たり前の作業の周知徹底が必要と思いました。	基礎年金番号が導入されるまでは、いくつもの番号を払い出していたケースは確かに多かったと認識します。ただ住所の登録もしていない為、転職や結婚でその都度新番号を出さざるを得なかった現実は確かにありました。 報道で取りざたされた頃から、意識し出しました。	できるだけ真摯に対応し説明することを心がけました。
11564	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員が徹底指導し、現在の訓金職員までこの問題に対応し事務処理が可能なようにし、事務所全体で取り組む。	平成9年に行われた基礎年金番号の付番に伴う手番統合処理が一気に押し寄せたという認識と、年金受給者にとり大変に重要な問題であるということ。	どうしてこのような問題が起きているのかを明らかにし不安を解消するように心がけた。担当した件については申出に基づいてあらゆる可能性から記録判明にむけて取り組んだ。 国民における年金制度についての理解不足。周知して頂くための場をもっと増やし、職員がもっと積極的に行動すべきである。 記録上、被保険者についての最低限の情報さえ不確かで実際のものとは異なって管理されているといった事実はあってはならないことであり、被保険者に代わって届出を行う事業所などに対する指導をもっと徹底して努めるべではないか。また資格取得がいつ行われたかを被保険者に対し明らかにすることで被保険者自らが年金記録を正しく管理していけるようにしたい。
11565	地方庁	その他(社会保険事務局)			問題が起こるまで詳しくは知りませんでした。	再裁定業務等、積極的に解決に向け取り組みました。制度発足時より、定期的に記録確認・統合業務を行っていれば、これほどの問題にならなかったのではないでしょうか。
11566	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	オンラインシステムの改善。職員の意識改革。	システムの悪さと職員の杜撰さが露になった問題と認識しています。 存在を知ったのがいつという明確な答えはありませんが、社会保険の業務に携わった頃から簡単に起こり得る問題だと容易に想像できました。	システム改善はすることができないため、人の目のチェックを細かく行い、自ら別システムを構築して管理できるように努力してきたつもりです。 反省点としては、オンラインシステムの問題点、処理する人・チェックする人の意識、素直に意見を挙げられない人間関係・・・等々が挙げられると考えます。
11567	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	各種資料の電子画像化が進んでいるなか、各県単位ではなく、全国単位での集約化をしたほうが、問題解決に向けて、効率的かと思います。	届出主義をとっていながら、社会全体の年金に対する意識が低い状態を長年にわたり放置してきたこと(年金教育・年金広報の不徹底)が根本となっていると、自分では考えています。 問題の存在を知ったのは、世間で年金問題が騒がれはじめてからです。	まず、お客様に対して、詳しく、わかりやすく制度説明を充分に行うことを心がけてきました。問題としては、職員がお客様に個々に対応したとしても、社会全体への周知には至らないということかと思います。複雑な年金制度を社会全体に周知させるには、義務教育で年金教育をおこなうしかないのではと、感じています。現行の制度のまま、制度周知がなされない状態が続けば、今後も年金記録問題が発生し続けると思います。
11568	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知りません	定期便、特別便で御本人にお知らせをしているわけですから、御本人が覚えておられる職歴と異なる状況があれば、できる限りの調査を行うだけだと思います。そのための要員が必要だと思います。	年金の請求書の審査をしていたとき、ああ、こんなにたくさん年金番号をお持ちの方がいるんだと思っていたので、基礎年金番号がスタートしたとき、最初からこうしておけばよかったと思いました。年金の請求の時にしっかり記録を調べることとしていたので、自分としては基礎年金番号に統合されていない年金番号があることが問題であるという認識はありませんでした。	時代時代で、社会保険庁はベストな選択をしてきたはずです。予算、人員も含めできる限りのことはしてきたはずです。ただ、その中で例えば入力ミスのような処理損りが発生しているのを見逃してきた。しかしながら、年金の裁定のときには、きちんとそれを整理して年金をお出しするようにしていた。横領や記録の改ざんがあったとすれば、大いに反省すべきであると思います。ただ、未統合の記録があるのは御本人の年金に対する認識の問題もあると思いますし、社会保険庁の予算や人員に理解を頂けなかったことも要因のひとつかもしれません。職員一人一人が悪いということではなく、年金行政全体(国民の認識も含めて)の取組の薄さ、理解の薄さが招いた問
11569	地方庁	その他(社会保険事務局)				
11570	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。		記録解明を最優先に処理するべきと考えました。	休日返上し、記録調査を行いました。 特別便の記録回答先が社会保険業務センター宛となっており、半年以上経ってから地方へ回送されたことについて、回送するのであれば、もっと早期に振り分けを行うべきであったと思うし、再裁定処理については、社会保険業務センターで裁定するための人員を早期から確保するべき
11571	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	わかりません。	わかりません。 世間で騒ぎだした頃。	わかりません。
11572	地方庁	その他(社会保険事務所)	3号特例制度発足前の時点で、3号期間中の厚年手番が見つかった場合に、受給権や受給額の視点より厚年手番を統合せず別人扱いとするような説明をしていたと聞いたことがある。	3号特例制度の周知。(広くは年金加入制度の周知)	社会保険庁の体制や制度の不備による問題という認識と、制度の周知不足が招いた問題という認識。 ずさんな管理体制や制度の不備等に対しては真摯に受け止め改善をする必要があると思うが、一方では「宙に浮いた年金」といわれる大半が手帳を複数枚持っているが統合の必要性を感じていない等の周知不足によるものと思われる。もっと制度を知っていただければこんなにも大きな問題にはならなかったのではと思う。	まずは特別便や定期便等の迅速な回答に努めた。 また、通常業務の中でも電話や窓口にお越しのお客様に対しては、ご用件に加えて様々な制度について補足するよう心がけた。 ただ、お客様→社保の場合の対応がほとんどだったため、社保→お客様への対応をもっと厚くできればよかったと思う。特別便や定期便を送付するだけでは、見てもいないという方や高齢でわからないということが多数あると思う。可能であればTVCMなども活用したほうが広く周知でき、結果として早期の問題解決につながったのではないかと思う。
11573	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	申し立て者の立場にたって記録を調査することと、調査する人が旧台帳等の見方がわかり当時の制度等熟知している人を多数あてることが必要と思います。申し立てどうりとするのでなく、公平な判断が必要と考えます。	統台帳の頃に入ったので、マスコミ等で騒がれるまえは、進達誤りや事務処理誤り、月末獲失日などは事業所の説明不足くらいの認識でした。届出される書類にまじめに取り組んできたつもりなので、改ざんや事務所の指示等マスコミで報道されるようになって知りました。	年金加入者、受給者であっても本人に有利不利でなく正しい記録にすることだと思い取り組みました。 加入者本人が請求時まで長年自分の記録を確認しないでいたことが問題だったと思うので、今後は本人に情報が送られ、身近なものにしていけると思います。
11574	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		今年の3月から年金審査(老齢)を担当させていただいておりますが、毎日浮いた記録の統合処理があることに驚きました。報道等で記録問題は知っていいましたが、一人ずつの記録とご本人様の記憶を照合していくことは容易ではないと感じました。	記録が見つかりご本人へ連絡しようにも何十年も前の話で覚えていない方や、病気で話の出来ない方等いらっしゃり、おそらく全ての記録を統合することは不可能だと思いました。今更どうこう出来るものではないと思いますが、名前の読み方ひとつで記録が消えかねないやり方には無理があったのではと思います。
11575	地方庁	その他(社会保険事務局)		一件一件時間をかけてじっくり誤りのないように調査を進めていくべき	社会保険庁・事務所・市町村・事業主すべてにおいて年金記録に対する認識が甘いと思っていた。	事務所で対応する際は、記録が他にないかきっちりと確認をし他に記録があれば統合の手続きを案内していた。 この問題については、年金受給手続きの際に本人に他に年金加入僧がないかをしっかりと確認していればここまでの問題にならなかったと思われる。
11576	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録の調査には時間も労力もかかります。回答率を上げるのは国民の信頼回復に大事なことですが、早期回答は本当にとことん調べた結果であるのか疑問です。「回答率」のために取り組んでいるのではなく、正しい記録にするために調査しているのであり、もう少し体制を整えれば見つけられない記録も見つけられるのではないかと思います。職員が通常業務の片手間にできる調査ではないと思いました。 これまで以上に年金記録の専門部署と要員人数で対応していくのがいいと思います。	平成19年頃、もれた年金記録で社会問題になった時に実態を知りました。	可能な限り調査をして、ご理解いただけるような回答をしました。 受付から審査、処理、決済は複数の目を通っての完了を徹底して遂行できるよう職員皆再認識するべきだと思います。
11577	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	名寄せ便で解消できていない記録を洗い出し、ある程度期限を区切った集中的なお知らせ送付による方策により、対象を絞っていく。	統合できていない記録の多さに驚き、大きな問題になると感じました。 ご本人の申請がなければ解消できないことでもあり、ある程度、統合できていない記録はあるのではないかと思っていましたが、具体的に大きな問題と認識したのは、報道で知りました。	基礎年金番号制度は、年金記録を管理するうえで非常に有効な制度と思っていますが、制度導入時における初期対応で徹底的に対応が図れていれば、もう少し違っていたのかなと考えます。
11578	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金相談窓口の担当者が、年金請求時に「似たような名前」や「生年月日なし」等で検索していた。書類入力前の審査でも再度確認していたので、年金請求の時には整備されていると思って	現時点で考えると、年金請求時では本人の記憶があいまいになるのでそれ以前から整備する必要があったと思う。年金手帳の大切さを被保険者に周知する必要があったと思う。
11579	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	できる限り、浮いている記録を確定させていくしかないと思います。	報道等で知りましたので、良くわかりません。	良くわかりません。
11580	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	分かりません。	分かりません。	分かりません。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11581	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	国民年金の紙台帳をマイクロフィルム化する際、すべての被保険者の台帳をマイクロ化したわけでなく、「過誤納記録のあるもの」、「特例納付をしたもの」、「年度内に1部納付、1部未納のあるもの」等特殊な人だけをマイクロ化したため、オンライン記録からマイクロがあるはずなのに、検索しても出てこないものがある。	市町村の台帳等の記録により確認をとっています。また、本人の領収書等を確認しています。	平成9年に基礎年金番号が導入されて以降、手番を基礎年金番号に統合する作業を行うなかで、1人の人が複数枚の年金手帳を持っているケースが多くみられたことから、年配の方は特に記録が漏れているケースが多いのではと感じた。	お客さま対応の中で、1番始めに年金制度に加入したのはいつかを聞き取りし、現在までの間に空白の期間がないかどうかを確認のうえ、もし空白の期間があれば、その時の職歴や国民年金の加入の有無等について、確認し、対応した。 反省点としては、ねんきん定期便のような、本人に対して、定期的に記録をお知らせするシステムがもっとはやく開発されていればと思います。
11582	地方庁	その他(社会保険事務局)		ひとつひとつ丁寧処理をする	処理期間が制限されているのは無理があると思った	年金記録処理に関しての業務には携わっていなかった
11583	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	1つ1つ地道に調査していくしかないと思います。	私が勤務するようになった平成20年4月には、すでに年金記録問題が社会的な問題となっておりましたので、問題の解決には長い時間がかかるだろうと思いました。また、年金制度への不信感が高まり、信頼の回復も大変だろうと思いました。 年金記録問題を知ったのは、こちらに勤務する前の平成19年ごろの新聞やテレビ報道ですで。	問題を真摯に受け止め、早期解決に向け1人1人のお客様のお話を伺いながら丁寧かつ迅速に対応できるよう心掛けていました。
11584	地方庁	社会保険事務所課長級以上	現在以外の件では思いつきません。	窓口受付段階からの徹底した氏名検索およびご本人様への聞き取りを行うよう、また、受付書査誤りを未然に防止するためにも、充分な勉強会等行えるような人数的な配置が必要と思われる	機械化になり氏名索引での未統合が多いことがわかった。受給額に誤りが生じることとなると思われた。受付がすでに済んでいるものについては、対処すべき方法はわからなかった。	窓口受付での雛歴確認また、旧姓等できる限りの氏名索引等をおこない登録するよう心がけた。 機械化になった時点で今回のような、特別便、定期便などの方法でご本人様へ周知していただくべきであったと思われます。
11585	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	一件一件確実に記録を見つけること。	従来より、機会化前は事故リストで処理しており、事故はあったと思いますが、今回の年金記録問題は5000万件の報道がされてから	一件一件丁寧に対応すること。 おまたせする時間が長すぎるので、丁寧に対応。 最裁定の時間が長すぎること。
11586	地方庁	その他(社会保険事務所)				
11587	地方庁	その他(社会保険事務局)				
11588	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	職員全員で対処する。	この記録問題については3年ほど前に知り、前途多難な問題と認識していました。 記録を手管理していた時代の台帳・名簿・原票等の解読不能の字をどのように正しい記録にしていくのか、不安な気持ちでした。	与えられた業務に対して責任の持てるような記録確認、再裁定の説明・遂還をしました。 問題意識に個人差が大きく開いていたことが反省点と思われます。記録問題が発生した時点から組織全体の意識がもっと高ければ、現状も少し変わっていたのではないかと思います。
11589	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	現在「お客様」へねんきん特別便、定期便が送付されており、この対応についても、職員は真摯に取り組んでおります。 現在の様な取り組みで良いと考えております。	正直「社会保険庁」はしっかり、年金行政・業務を取り組んで来たと思っていましたし、私もいい加減に勤務してきたつもりはありません。 ただし、このような混乱する年金記録問題があるという事は現実ですし、マスコミ等の報道で知った事実もあります。	現在は、法令遵守の範囲で、業務をしっかり取り組まなければと考えています。 また、あまり成績主義が前面に出ることは、組織全体に良い影響を与えないのではないかと考えます。
11590	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	専門的知識のある職員の増員が必要です。	期間調査業務を担当したとき、年金加入記録は申請主義と教えられていたため 原則申請主義という認識で仕事をしていました。 問題の存在を知ったのは平成5年頃です。	申請主義が大前提であったので、そのルール通り仕事をしていました。宙に浮いた年金記録があることは誰もが認識していましたが、社会保険庁の常識と世間の常識のズレを放置したことが問題だと思います。
11591	地方庁	社会保険事務所課長級以上	厚生年金加入期間にかかわらず、国民年金に加入し5年年金や再開5年年金を受けている方がいる。	事実を本人確認し記録を訂正すると、年金そのものの受給権がなくなる方が有るものの、そのまま支給し続けることには問題があり、省令等にて取り扱いを定め、 1.年金受給者の加入記録突合をコンピューター処理し、二重加入記録者を把握する。 2.事実確認がされるまでの過払いについて、一定期間(たとえば3年)までは回答があれば返納対象とはしないものの、通知を送付し回答をしないもについては、期限経過後に年金の取り消し・減額等を職権処理をする。 3.なお、無年金とすることはできないため、最低でも一つの年金権はみとめる。 などの取り扱いとしてはどうか。	年金記録の調査が困難で、加入記録の確保が困難なケースがあり、期間照会の対応に苦慮していました。 私自身が30代の頃で、記録照会を受、年金手帳の記号番号の提示がなく、氏名生年月日から払い出し簿調査を行うも、確認できないケースが有り、悔しい思いをしました。	厚生年金の記号番号払い出し簿の生年月日索引簿、氏名索引簿の作成を提案するも、一度は予算の関係から実現せず、その後、県の監査を受けた際に再提案をし、実現、以前照会を受けた方の記録を発見し、連絡をしたところ、非常に喜んでくれた記憶があります。 その時、一事務所の問題として対応していましたが、その時に全国の問題として提案しなかったことが、今反省されます。
11592	地方庁	その他(社会保険事務局)		速やかに解決するように人員を増員する必要があると思います		お客様の大切な将来に向けての大事な年金を扱っているという意識が欠除していたのではないか
11593	地方庁	その他(社会保険事務局)	年金記録問題につきましては、新聞等マスコミ報道されている以外には、問題については、深く認識しておりません。	具体的な方策につきましては、業務支援程度しか、現在まで行ってきておりませんので、詳しくお答えできません。 しかし、早急に解決することが、喫緊の課題と認識しております。 あえて申し述べさせていただくとしましたら、マンパワー(人海戦術)を駆使する事、また、広く国民に対して広報などを充実し、国(行政)、国民への協力が必要と考えております。	私は、ほとんどが、「健保・厚年の適用、徴収業務」にしか携わっておりませんでしたので、先に申し述べたとおり、新聞等マスコミ報道による認識しかございません。時期につきましても、マスコミ報道に取り上げられたぐらいからであります。	国民からの信頼・回復に努める事を常に念頭におきながら、日常業務を遂行し、業務支援に積極的に携わってまいりました。 この問題については、過去における(当時の職員の)意識のなさ、重要性の認識の欠落、また、オンライン移行時におけるミス等が原因と考えております。 国民の目線に立った行政サービスの提供はもとより、各職員自らがこれまでの記録問題を反省し、一つ一つ適正かつ、正確な業務を遂行していく事が、これから先、同じ過ちを繰り返さない事につながっていくと考えております。
11594	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	特にありません。	回復委員会における有識者のご助言をいただきながら、でき得ることを丁寧にやっていくしかないと思いますが、一方で費用対効果を意識することも必要だと思います。	日本年金機構法案の国会審議で、取り上げられた頃に知りました。 当初は記録が統合できていないだけだと思っていましたが、実際には、入力漏れその他適正な記録管理がなされていないという実態が明らかとなり、深刻な問題であると認識しました。	私は組織改革の担当であるため、直接の記録対策業務の検討等には関わっていませんが、間接的には、内部統制システムの構築、業務運営におけるお客様や現場意見の反映の仕組みの構築を通じて、現場で起こっている問題点をいち早く把握し、対応を講じていくための仕組みづくりに関わっています。 反省点は、上記仕組みづくりの裏返しで、こうした仕組みや体制が講じられてこなかったため、問題が潜在化したことではないかと思います。
11595	地方庁	その他(社会保険事務所)	台帳との突合は不可能な件(台帳が読めない)	台帳との突合は無理なため、申し出に基づき、論理に合うものについては認める、とか。	職員の「記録」に対する意識の問題、 年金制度に対する周知の不足による国民との理解のギャップ 採用の18年から	窓口対応などで、年金制度の説明をより丁寧に行った。 周知の不足、制度が複雑だという国民の皆さんの意識や実際に複雑な点。 年金教育の充実
11596	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	任用職員の為よく分かりません。	年金記録問題につきましては、過去に遡って確認する事は大変な作業であると感じました。問題が存在する事を知ったのは、平成19年頃だったと思います。	ねんきん定期便の発行など、年金加入期間等の各個人への確認作業が大切だと思います。
11597	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし		年金記録問題については、記録照合不足と認識しています。 19年6月頃	率先して来訪者の相談対応者として職員の指導を行なった。 年金記録問題については、社会保険全職員が基本的な確認業務を 早期に実施していれば大きな問題に発展しなかったと思います。
11598	地方庁	その他(社会保険事務所)	一般的に知られている問題以外存じておりません。	記録の多い、時期に在職していた職員、幹部、OBが問題意識の共有をしてもらい、解決にあたってボランティアで参加してもらう。	厚生年金の氏名がなかったり、現場の職員はすぐなからず、何かおかしいなと 感じていたと思います。	システム関係など、職員が声をあげても上に声は届かないのではと、あきらめるのではなく、問題提起、問題意識はもっと、積極的にならなければならないと 問題解決にあたって、反省している点です。
11599	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	期間調査等事務処理を進めることです。	厚生年金の期間調査をしていたとき。一本化が進んでいないと知りました。	期間調査を進めることです。受給が近づいてから確認する方が多かったので、もっと早く確認できたらと思いました。 若い世代に記録照会票を送付していましたが、用紙が分かりづらいと思いました。
11600	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	オンライン記録と紙台帳との突合せを行い、不備記録の補正を早期に行っていく必要があると考えます。この対応を短期間に実施していくためには紙台帳や制度の変遷を熟知している人を投入して作業にあたるべきと考えます。	「信頼」で成り立つ社会保険制度の根幹が崩れてしまい、大きな問題であると思いました。 また、記録問題についてはマスコミによる「宙に浮いた年金」「消えた年金」報道でこのようなことがあると知りました。過去に先輩から過去の記録には名前が分からない、入っていないものがあると聞いた記憶があります。	年金制度は、長期にわたり記録を管理していくことの重要性の認識が欠如していたのではないかと思います。現在は、紙での記録管理ではなく、機械的な登録・管理となることから過去のようなことはないと考えますが、入力誤り等により記録に不備が発生することも考えられます。 職員の「記録管理」に対する意識(「お客様からお預かりしている大事な記録なんだ」という意識)の向上を図っていかなければいけないと考えます。
11601	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	今のやり方でよいと思う、住基ネット、漢字かな変換、払い出し簿、氏名変更履歴、入念照会、旧台長等で、回答票の未了者や本人と接触できていないものを早期につぶしていくこと大事なのでは。	正直こんなに未統合の記録が次から次枝へとでできて、驚きとともに、これだけの記録を放置していた仕事のやり方に、恥ずかしくなりました。 「5000万件の宙に浮いた記録が存在する」と報道されてからです。	来訪者には、記録がみつかろうがみつかりまいが、十分話を聞いて、丁寧な対応に心がけました。 基礎年金番号導入時に、今のように、国から積極的に記録を提示して未統合記録や未付番記録
11602	地方庁	その他(社会保険事務所)			個人の記録として重要な問題と認識。ねんきん特別便が開始されてから知りました。	率直に受け止め、真摯に対応。基礎年金番号導入時の未統合確認作業。
11603	地方庁	社会保険事務所課長級以上		時間はかかりますが、確実にこなしていくことです。	国民一人一人の問題として、大切なことと捉えています。 平成19年4月ごろです。	個々に国民と向きあって、対処してきました。 短期に集中するやり方を、再考できればと思いました。
11604	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	人と時間をかけて精度を落とさず迅速に対応すべき。	当時の記録管理上それなりの頻度で出現する問題と認識。 知ったのは入所が時適用課だったため入所時から。	現業に追われてその他の業務に目を向けることができなかった。手に抱えてる案件だけの対応になってしまっていた。 もっと以前より対処できたはずだが、そうしようと人と時間を割かなかったこと。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11605	地方庁	その他(社会保険事務所)			浮いた年金がある。また、そのことに関して認識のない方がいらっしゃるしかなりの年月が過ぎていることから、なかなか本人と年金とがつながらない。 メディアが取り上げるようになって2年ぐらい前に知った。	直接の対応はしていないが、電話等で記録漏れの疑いがあれば確認されるようお話はさせていただいた。 記録漏れ等あまりにも件数が多すぎて、時間がかかることに対して対応する人数が比例しておらず、お客様にも不安を与えてしまったと考える。
11606	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	時間をかけてでも正確な記録を調査、追及すべきであると考えております。 そのためには、調査ができる知識を有する人材の確保が必要ではないかと思います。	在職前に新聞やテレビの報道にて問題の存在を知りました。 以前の個人記録の取り扱いに対する処理について問題があった点が、年金受給者が増えるに従い、表面化してきたのではないかと思います。	調査の一件にかかる時間や労力が膨大であり、全ての記録を調査し終えるのにはかなりの期間を要するように思います。 いつまでに何件の調査を完了させるという目標は必要かもしれませんが、そのために正確さに欠ける事があってはならないと考えております。
11607	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に存じあげません。	今後、ある程度数が少なくなった時点で内容の困難さに応じた処理の流れを作り、全体・全員での対応から案件によっては、専門の担当者による対応に切り替えてゆくようにするのがよいと思われます。また、これまでは数をこなすことに重点が置かれていましたが、この点は困難さに応じて適切な処理時間を確保すべきと考えます。	数として、年金裁定時に個別に対応できる範囲と思っておりました。正直、ここまで大きな問題になるという認識はありませんでした。問題そのものは、年金制度ごとに番号が付番されており、多くの人が2つ以上の番号を持ちうる仕組みそのものを知った時点で、記録管理のうえでの不便さと同時に、危ういものを感じてはおりました。	職場での対応については、組織全体の問題であると認識して、与えられた業務に全力であたるように心掛けました。ただ、年金記録の問題については、以前よりそれほど大きくないにせよ報道されていたと記憶しております。基礎年金番号を導入したあたりで、もう少し重点的かつ計画的にこれらの問題に取り組んでおればよかったのではないかと思われます。
11608	地方庁	社会保険事務所課長級以上		旧台帳の記録をオンラインに早急に収録しカセットオープンを進め、可能な限り払い出された手番に対し少なくとも氏名生年月日を収録、併せて、旧台帳の写真を手番から検索できるシステムを構築、各事務所もしくは事務処理センターにて確認できるようにした上で、再度名寄せをし、ねんきん特別便情報画面等と照合、一部統合等の記録があればピックアップ、申立の記録と合致すれば再裁定処理等が出来るよう処理を進める。 また、加入記録未収録の手番に関してはリストを作成、早急に可能な限り収録(重複取消の場合も必ず表示)する。	昭和61年頃の年金記録のオンライン化の時に、収録エラーの補正を進めていましたが、その時にカセット記録の存在を認識していました。その後担当をはずれ10数年後、年金給付の担当になった時に、未だカセット記録の存在を知り問題になると予測しました。	当時、裁定請求時に雛形を丁寧に聞き出し、調査していけば対応できると考えていました。しかしながら、事業所名を思い出されなければ統合できないジレンマは常にありました。現時点では、検索システムも進化し、状況によっては事業所名を告知できるので、以前に比べれば改善されたと思います。反省点としては請求者が虚偽の申立をすることを恐れ、大部分の善意の人に情報を伝え切れなかったことと、旧台帳の記録を早期に整備しなかったことだと思います。
11609	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	国民のみなさんが全て納得しないと解決しないと思います。どこかの時点で現行法による適用を終わりにして、記録問題の発生しない新たな公的年金を創設するか、公的年金をやめてしまうかしかないと考えます。	記録管理の問題。 国会等で問題視されたとき。	全力で対応しようとしていますし、現に日々全力で対応を行っています。 様々なケースで反省がありますが、制度の設計および運用(制度の浸透も含め)が甘かったと思慮します。
11610	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません	次々問題が起こり解決にはかなり時間がかかると思われる。具体策は特にわからない。指示によりひとつひとつ処理するしかない。	重大な問題である。約2年前より勤務しはじめた頃に知りました。	上司の指示により確認、対応している。
11611	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在のやり方を引き続き取るとしても、頭数が足りない。人数を増やすべき。	マスコミで取り上げられるようになってから知った。 宙に浮いた年金記録が取り上げられるようになったとき、「年金請求のときに記録確認するから、今そんなにしなくとも」という職場の雰囲気だった。入社したてで事業課を未経験だったこともあり、「そんなものなのか」とそのときは思った。	問題を後回しにせずに、気づいたときに対応しておくべき。
11612	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	一つ一つの記録を結びつけていくしかないのではと思います。	基礎年金番号ができる前は番号が制度ごとにふられていたので、手番が数多く存在するのは仕方がないと思います。	手番を一つ一つ統合し、5千万件を少なくしていくしかないと思います。 基礎年金番号ができたことで、一つの番号で各制度の記録を管理できるようになり、基本的には便利になっているはずです。 その移行期間が今現在なので反省ではなく、これからを浮いた手番がなくなるようにしていくだけと考えます。
11613	地方庁	その他(社会保険事務所)	マイクロフィルムで撮られている被保険者記録台帳がウインドマシン収録漏れがあります。	マイクロフィルムで保管している台帳の記録を探す為にもう少し検索項目を増やして頂きたい。現在各個人の経験や勘に委ねているようにみられます。記録問題を解決する為には、誰がやっても記録が判別出来るようにしないと駄目だと感じます。	既に問題になっていました。	旧台帳記録を追及し、記録補正をしていきましたが、問題としてはマイクロフィルムの収録がされていない事が問題だと感じられます。
11614	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		宙に浮いた記録という言葉をよく耳にしてはいましたが、実際に番号を複数もたれている被保険者の方を応対するまで実態を詳しく把握することができませんでした。また、記録自体が昔すぎるというのもあり、その当時にもっとしっかり管理しておくべきではなかったのかと思いました。 私がこのような問題の存在に気づいたのは年金記録問題が公になりはじめたのと同時期だったと思います。	まずは、記録がわかった時点で地道にひとつずつ処理していくような対処方法をとりました。また、どうしてこのような状態になっているのかの説明も被保険者のかたにするようにしました。 反省点としては、記録・番号などの統合の際にチェックを怠ったことがあげられると思います。
11615	地方庁	その他(社会保険事務所)	・昭和17年1月1日から厚生年金保険が準備期間として始まっているが、当時健康保険台帳をそのまま厚生年金保険台帳として使用したのか分からないが、厚生年金保険出簿にお名前があるにもかかわらず、厚生年金被保険者台帳が見当たらない方がいらっしゃる。実際には厚生年金保険を掛けていたか(昭和17年6月1日前に退職していることも考えられる)分からないが、被保険者名簿を紛失したのではないかと考えられる事象がある。 ・昭和19年6月1日からすべての労働者が厚生年金保険の準備期間として加入の対象となり、昭和19年10月1日から厚生年金保険の加入となりましたが、当時の男子労働者の区別がはっきりせず、本来なら昭和19年10月1日加入だろうと思われる方が、昭和19年6月1日からの厚生年金保険の適用となっていると考えられる。	・名簿を紛失しているとすれば事務所単位で対応することは困難と考えられ、全国統一の何らか一定のルール作りが必要かと考えられる。 ・既得権ではないが当時の被保険者名簿や厚生年金保険払出簿で確認をとることが困難なため、WMどおりとして処理することがベターと考えられる。	・起きるべきして起きたと考えられる。昭和63年から平成2年頃期間照会の事務を担当していて、カセット状態になっている記録がたくさんありました。当時の社会保険事務所は現在の状況と違い事務処理に余裕がありました。カセットを1件でも多く開いておけば将来的に役に立つのではと考え、多量に930入力を行ったのですが、社会保険業務センターから一度に多量に入力を控え、必要最小限にするよう指導を受けたことがありました。被保険者名簿は、どんどん古くなるし、あの時こつこつと930入力をしてカセットをひらいておけば、現在少しでも助かったのではないかと感じている。	記録が古くなっている分、生存者が少なくなってきている。遺族の話だけで記録を統合できるか、また遺族でも分からない記録をどう処理するかはとても困難なことと考える。少しでも早い時点で記録の確認を急ぐべきと考える。
11616	地方庁	その他(社会保険事務局)		本人に、毎年度の納付状況を通知し自分自身の記録に間違いがないかを徹底する必要がある。 インターネットとかを利用して、本人の記録が簡単に確認できるようにし、誤りがあれば、その場で申告できるようなシステムと制度が必要である。	社会保険だけの問題ではなく、日本の年金制度の根幹を揺らがす問題だと認識しています。 国民が納付してきた記録が無くなったり、本人の記録から欠落している事などあってはならないと思っています。 年金問題がメディアで取上げられる様になってから知り、ビックリしました。	記録問題が起きたときは、事務所で国民年金の仕事をしていましたので、来訪者の方々に対し、本人様の話をよく聞き、本人様が自分の記録に納得していただけるよう最善を尽くし消えた記録を捜しました。 また、特別便のフォローアップなどでは、受給者や被保険者の方々の自宅を訪問し記録の確認並びに謝罪等をおこない、記録の復元に努めました。 この問題は、紙の記録をオンライン化する際に変換漏れや入力ミスにより起きた人災だと考えています。 紙の記録をオンライン化する際に、もっと注意を払い誤変換や入力ミスのチェック体制を強化していれば、かなり防げた問題だと認識しています。 また、基礎年金番号収入時においても本人に何度か通知を送り統合漏れをなくす努力がもっと必要だったと考えます。
11617	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	適材適所への配置。 ベテラン職員およびOB職員の知恵と力を借りる。 古い記録の確認がほとんどの為、現職では分からない事が沢山ある。	古い記録で、誰のものかわからないデータ(基礎年金番号等に登録されていない)がたくさん残っている。	現在のようにオンラインにて全国どこでも誰の記録でも確認できる時代と、すべて手書きにて管理していた時代とを比較するのは無理だと思います。 しかし、過去から現在までその時に考えれる最高のやり方にて業務を行ってきたのではないのでしょうか？。 今行っている、「時間を区切ってそれまでにすべて解決する」という方法は乱暴なように思いま
11618	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	被保険者の申し出に対して地道に対応する以外ないものと思います。	もれている期間についても、本人の申し出により解決するものと思っていた。 新聞報道があるまでは承知していなかった。	全面解決にむけて努力したいと思います。 当時の環境ではよくやっていたと思います。 現在の被保険者のことを思えば他に方法があったのかなとは思います。
11619	地方庁	その他(社会保険事務所)	オンライン入力されていない旧台帳記録がまだ多数残っていると思われます。	人を動員してすぐに入力すべきと思います。	年金記録が漠然ですが完全に整備されていないという程度の認識でした。また未統合の記録は年金請求時に調査して統合されるので、年金受給者の場合はすでに統合済みとおもっていました。現役世代で未統合の記録が存在するという程度の認識でした。平成19年5月ころに、国会での審議で騒がれだしたとき、具体的に未統合の年金記録の件数や記録の不備、旧台帳の未入力のことが知らされ、驚きと同時に信じられない思いでした。	年金記録問題が発生した以降、年金記録の調査依頼が殺到し、休日も出勤し、調査にあたりました。記録が完全にオンラインに入力されていないことが全国の社会保険庁職員に周知されていないことが原因とおもいます。周知されていれば、少なくともどうしたらいいか議論されていたと思います。ほとんどの職員はオンライン上の記録が正しいと思っていたと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11620	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	現在の問題は、 1. 記録自体が正確にシステムデータとして管理されていないもの。 2. 基礎年金番号に登録されていないもの。 3. 届出自体が不正確であったり、遡及案件にように問題のあるもの。 と認識しています。 正直なところ、1. 2. に関しては、コメントができません。 (コメントするだけの知識と状況認識がないため。) 3. に関しては、 (1)いわゆる遡及案件に係る問題 (2)資格取得、資格喪失等の事実と届出の整合性として届出の正確性の問題 (3)標準報酬月額については、月額変更、算定基礎の仕組みと運用 以上のように認識します。 問題の解決として、 A. 過去の事象に係る解決は、 いずれの問題も、継続的に対応を行うことで、納得と理解を得ていくことが重要であり、外に解決方法が無いのではないでしょうか。(一定の期間で、一定の目標達成はできるが、短期間に完全に解決することは困難) その際、問題に対する解決方法が、これこそ、マニュアル的に整備されることが重要かと思います。 B. 現在及び将来に向かって 年金記録問題として、上記の(1)～(3)を位置づけると、全て、現在及び将来にも発生しうる問題であることが明白です。 それは、現在の様々な疑義に関して、大半は、明確に解決ができるとしても、 解決が困難な事例も多くあります。これら、解決が困難な事例は、現在進行形で記録問題が進んでいると解釈することもできます。(個人的には、これらは、年金記録問題ではなく、別の問題と整理すべきと思いますが。)	質問の趣旨が不明確ですが、 システム化前の記録に不備が多くあるという認識は、採用当時から認識がありました。 だだし、データの切替えという観点である程度やむを得ないもので、随時、整備をして運用していくことで正確性を確保するものだと認識していました。	前記のような運用は、煩雑で何とかならかないかとの思いはあったものの、様々なことを思えば、やむを得ないと思っていました。 不備があることを前提として、きちんとした運用で整備していくことが全てだと思って処理していました。 基礎年金番号未統合の問題は、基礎年金番号導入時の運用の統一が無かったこと(発見したときに登録するという整理が無かった)が大きな原因だと認識しています。 ただし、それまでにおいても同一制度で複数の手帳をもっている方も相当数あり、「重複取消し」の処理は、日常的に相当件数処理していたものでそれを引きずったという感もあります。『周知不足と認識不足』といえるともいます。 私自身としてというか、当時所属していた社保事務所では「発見したら登録」というスタンスで処理していましたが、異なる認識の社保も存在していたのは、事実です。「発見したら登録」で全ては解決していないかもしれませんが、最低限の対応策であったことは間違いないと思います。 さらに、登録した手帳の取扱い等(たとえば、「基礎年金番号に登録済み」などと表示すること。)も統一的ではなく、県によっては、そのような表示を行っており、それは、「発見したら登録」という運用には、欠かせない取扱であったと思います。
11621	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	皆様から提出いただいた特別便・定期便の確認、調査に取り組む。	厚生年金同士の複数の手帳保有、国民年金も含めて複数手帳を交付されていることに当のご本人様が気づいていない。基礎年金番号制度開始前についての記録未統合のまま年金受給される可能性については十分に認識できることと思う。	自分自身の意識の変換。皆様にわかりやすい年金制度確立。
11622	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	記録の調査と収録について誠心誠意継続していくことが大切である。	記録管理の大切さについては、若い頃より認識していた。	記録管理の方法が変更される際には、問題点について改善するように要求いた。
11623	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	ねんきん記録問題が騒がれてから、約2年が経過しようとしている。この問題を根本から解決していくためには、地道な作業と時間を費やしていくしかないものであり、全体の問題として全職員が同一意識のもとに一丸となって取り組まなければいけない問題であるにもかかわらず、、記録問題に真剣に取り組んでいるのは、一部の職員のみである。謝金や賞金などを投入する以前に、まず職員としてやるべきことがなされていない。	厚生年金や国民年金の番号が手番として多数存在しているのは知っていて、窓口や各種届出時にそのつど整理を進めていたが、ねんきん記録問題そのものの存在を知ったのは、ねんきん特別便が始まってからのことである。当初は浮いた年金記録は年金請求時に確認されるものであり、WM上消えた記録や間違った記録が登録されているとは思いもしなかった。	窓口や各種届出時にそのつど整理を進めてきた。また、ねんきん特別便にて、本人様からの申し出のみに記録確認を限定せず、氏名索引やマイクロ確認等、与えられた情報の中で可能な限りの調査確認作業を進めてきた。様々な記録間違いをみていくなかで思うことは、台帳記録を機械に収録する際に、まったく確認作業が行われていないこと。また、カセット記録(機械に存在しない記録)が未だに多数存在するにも関わらず、整備が行われていないこと。一番の反省点は、社会保険庁が根本的な確認作業を怠ったことにより発生している問題であること、どのような問題が発生しているかを認識し、全職員が同一意識のもとに一丸となって取り組まなければいけない問題であるにもかかわらず、、記録問題に真剣に取り組んでいるのは、一部の職員のみであ
11624	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	わかりません。	昨年(H20)から採用になり勤務しておりますが、お客様の年金受給に関わる大切な問題と認識しております。 採用時にそのような問題を知りました。	お客様の年金受給に関わる大切なことなので、慎重にお客様の立場になって対応を心掛けております。
11625	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	被保険者に対して、親切丁寧に対応していく方法しか、信頼回復にはつながらない。	平成9年1月1日時点での基礎年金番号に厚生年金手帳番号・国民年金手帳番号に収録されている記録の統合が整理されていないことから、いろいろな年金記録問題に波及したもの。テレビで報道される頃から知りました。	わたしは、現場の窓口なので、お客様に対して、親切丁寧に上部組織からの指示に基づき対応しているだけ。現場は、たいへん混乱している、対応できる人材と人員を各年金事務所に至急確保することと年金ダイヤルの人材育成 を行うことが良いと考える。
11626	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・医長級以上	特になし。	根気よく確認作業を続行する。	年金受給権、受給金額に関わる大きな問題。マスコミ等報道による。	慎重、確実な業務処理の実施。個人・組織ともにチェック機能、体制の強化。
11627	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員の意識改革(サービス残業の恒常化) WM稼動時間の延長	宙に浮いた年金については基礎年番導入時から知っていた。 本人の年金請求時に統合すればよいと考えていた。	年金手帳複数保持者に対しては、手帳を紛失しないよう指導していた。 本人の年金請求時に統合すればよいという認識が、本人様に対して不安感を与えているということに考えが及んでいなかった。
11628	地方庁	その他(社会保険事務所)			世間一般で言われているように、統合されていない手番記録についても「消えた年金」と捕らえるなら、基礎年金番号導入時の平成9年に、お知らせを出しても回答されない方がたくさんいることから、この問題についての認識があったと考えます。 平成11年頃期間調査担当になったときには、氏名が収録されていなかったり、全て音読みなど適当な読み方で入力されている記録や、払出簿が読めないような癖字になっているものをかなり目の当たりにし、疑問を感じることもありました。 大きく取り上げられるようになった時、私のみていたものが氷山の一角で、全国的に同じようなことが起きていたとわかり、大変大きな問題であると認識しました。	以前から、自分の担当業務のできる範囲で、疑重複を出きるだけ出さないようにし、調査ではできるだけ色々な読み方を考えたり範囲を広げる、市町村の記録を確認する等、依頼された記録を見つけ出す努力をしていました。 年金問題が大きく取り上げられ、全所体制で取り組まれるようになってからは、事務センター勤務という立場ではありましたが、出張や電話照会などで協力し、できるだけ多くの記録が解明されるよう取り組みました。 反省点としては、古い記録であったり、短い期間であったり、また該当者が高齢であったりすると、話をしても難しい場合が多く、もう少し早く制度が成熟し、一つ一つの記録が大切に扱われていたらということと、国保の保険料と記忙が曖昧になっている方や、3号制度を理解されていない方も多いのに、世論の流れからクレームになることも多く、制度理解のための広報も大切だったのではないかということを感じています。
11629	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			徴収関係の問題については、徴収経験の経験がないため全く認識はありませんでした。 期間調査担当や年金給付担当時に、未収録あるいはWMと相違する記録があることは認識しました。	本人から加入期間について詳しい申し立てをしていただくことと、申し立て期間についてWM情報に頼らずに台帳で確認するなど確実な期間調査をすることに心がけて対応しました。 この問題には様々なケースがありますが、これまで「基本的には年金請求時あるいは本人から申し立てがあった際に調査確認すればよい」というような意識が我々職員の中にあったと思われますが、こちらから情報提供もせずに受身的な 態度であったことは深く反省すべきで、少なくとも「加入記録のお知らせ」はもっと早く現場から声を挙げるべきであったと思っております。
11630	地方庁	社会保険事務所課長級以上		この数年に起こした策の完結が優先	昭和50年後期に地方より紙で進達し集中管理する作業過程に不安を感じながら業務を行っていたことがあり、年金番号の重要度に対する認識が職員、国民とも低く記録整備への着手が遅	
11631	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	記録訂正の受付→調査・記録訂正・年金額再計算→回答という流れでの処理が一般的と考えられるが、それぞれの部門において別々に人員が配置され、処理の滞りが起こりやすくなっているように見受けられる。 短期的には解決できない問題であるだけに、この問題を専門的に処理する部署などを設け、エキスパートを育成し、円滑に処理が行えるようにすべきだと考える。	社会保険についての届出や、年金の払い出しに関する処理等に関しての多様かつ細やかな問題点の過去からの蓄積が、明るみに出た結果だと認識している。社会保険庁が認識していた問題について、修正を何度か試みたところもあるが、それだけでは不十分であったともいえる。また、それだけでなく、国民全体においても認識が不足していたところがあるのではないか。 問題は、採用されたのが近年であるため、勤める前から知っていた。	特別便が送付されるようになってからは膨大な受付、それにかかる調査に経われるような格好であった。窓口ではお客様に対しできる限り丁寧な説明に努め、調査等の処理においては可能な限り早く回答が可能となるよう、努力したつもりである。 反省点としてあげるとすれば、明確な処理方法やシステムを構築する前に、国民の声にこたえるため必要だったとはいえ、特別便・定期便を一括して送付したことが問題であったと感じる。 これにより処理の滞りなどが多く発生しており、国民に対していっそうの不安をあおる原因となっているところもある。
11632	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	人員の増員は必要ですが、特に過去の記録や情報に詳しい0B職員の協力が得られればより良いと考えます。	年金請求の機会までに自分自身の年金記録を知る機会がほとんどなかったこと、年金制度についてあまり知られていないこと、過去の厚生年金記録をコンピューターに移さずに放置されていたことが、主な原因であると考えます。 問題を知ったのは、19年～20年ごろです。	お客様の問い合わせについては、まず年金制度をわかりやすく説明することに努めました。実感として、もって制度について知っていただければ、不信感が減少すると思いました。年金問題として不安をあおるだけで、これまでの歴史やしくみについての説明が不足していたと思います。
11633	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	記録調査の徹底を被保険者保護の観点でできるだけ迅速に行うこと。 長年蓄積した問題の解決なのだから、人を集めて専門的に処理すべき。 現在の体制では複雑な案件をじっくり調査できるか、また膨大な業務に追われてミス(新たな記録問題の発生)に繋がらないかが心配である。	年金制度を揺るがす重大な問題と認識。 知ったのは平成16年頃と思います。	問題1件、1件へのついての調査、説明をなるべく迅速に、丁寧にすること。 紙台帳時代やコンピューターへの移行になっても膨大な記録管理の徹底は当時は困難だったと思われる。職員の記録管理の意識の稀薄も問題である。 また被保険者も勤定時までわからない仕組みだったので、定期便等のサービスを継続し、職員、被保険者の両面から記録管理していくことも重要と考える。
11634	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	日本で、最大の情報量となる年金記録を数十年にわたり、正確に管理していくためには、正確な情報処理はもとより、今までに無い情報管理体制および管理システムが必要と考える。(国民年金の収納記録など毎月記録していくことが当たり前の部分と、それを一生管理していくことについて、具体的には想像もつかない。)(戸籍等であっても一生に数回の書き換えであり比べる対	紙ベースの情報を機械管理に切り替えたことによる誤りの発生率がこれ程とは、想像できなかった。すべて、地方庁に在籍していたため、年金記録に間違いが見られることは、たまにあり認識はかなり前からあったが、基礎年金番号導入により、基礎年金番号以外の年金番号の存在自体が、問題視されるとは考えもしなかった。	磯村先生等の調査報告にあるように、5000万件の宙に浮いた年金または年金記録の改竄という国民に対する情報ばかりが広まったことにより、高齢の年金受給者に対する不安を無駄に駆り立てた事実もあり、慎重な対処が必要であったと考える。窓口で長時間お待たせした、お客さまからは問題にまた問題を重ねるのかとの声も多くあり対処に苦労した。
11635	地方庁	その他(社会保険事務局)		一人ひとり丁寧に慎重に進めていくことしか思いつきません。 国民一人ひとりが定期便をしっかり確認して誤りのないようしてほしい。	全国民の老後、一生に係わる大切な年金なのであってはならない問題だと認識しています。 役場勤務中にお客様から納めたはずとの申出があったとき社会保険事務所と記録照会して食い違いがあったときはありました。平成10年ごろかと思います。このような問題になるとは思っていませんでした。	お客様のお話をよく聞き、調査漏れのないように心がけました。 古い記録が、処分されたり、証拠がないのが一番問題で時間がかかります。
11636	地方庁	社会保険事務所課長級以上	旧法受給者の年金記録で厚生年金と国民年金の重複が選族年金の請求時に判明し国民年金の返納が生じたりする。加給年金で共済受給者との連絡がきちんとできてなくて返納が生じたり	地道にこつこつ確認するしかない。	漠然と統合されてない記録は多いだろうとは思っていた。	基礎年金番号ができたときも、労働組合で問題がある点を指摘しても本庁が対策をとらなかったのではないでしょうか。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11637	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	なし	基礎年金番号導入以前は、いくつでも年金番号を取得することが可能だったため記録の一本化がなされず未請求の年金があったり、機械化される時点でもれてしまった記録や名前や生年月日の誤りが生じたことで、本来支払われるべき年金が本人に支払われていないという現状、また支払いまでに時間がかかることが問題だととらえていた 多数存在することを知ったのは年金記録問題と騒がれ始めた頃	丁寧な個別対応 反省点は調査、再裁定に時間がかかり過ぎたこと 対応している人数から限界のあることは現場で働くものとして理解しているが、受給者やその家族に理解を得ることが難しかったため反省点としてあげる
11638	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	特になし	制度が難しい為、被保険者自身の理解がなかった。年金という言葉だけが先行してきたと思う。	まずは届出された一人一人の記録を的確に整備、より多くの方の年金が正確に受け取れるようになるためには被保険者自身の公的年金の理解が必要だと思う。
11639	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	被保険者への、徹底した聞き取り	平成19年6月頃です。	古い時代の原票に、資格喪失日の漏れがありオンライン化が遅れた事が原因であると思う。
11640	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				
11641	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	職員一人一人が解決への意識を持ち仕事をしていくことが解決への道の一つだと考えます。	基礎年金番号への手書登録処理は採用されたころから入力経験があるので、そういった手番が存在することは採用されたときから知っていましたが、それ以外については年金記録問題が騒がれるようになるまで知りませんでした。	年金支払い処理、調査回答まで時間がかかりお客様にかなり長期間お待ちいただくといったような点が反省点だと考えます。
11642	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	進捗状況等を国民に対して公表していくことだと思います。	平成9年に基礎年金番号が被保険者及び受給者あて通知されましたが、その時点で他手番があるにもかかわらず、未回答等の方がいらっしゃったと思います。年金請求時には、正しく把握できるものと理解していたものと思います。 はっきりとした記憶はありません。	業務センターでカセットとして把握していた過去記録を、もっと早く力セットを開いて各社会保険事務所での年金相談に活用されていればよかったと思います。 国民に対する情報開示が遅れてしまったことが原因と思います。
11643	地方庁	その他(社会保険事務局)	平成8年採用以来、5000万件もの手番が未統合とは知らなかった。	現状のとおり、特別便・定期便にて本人へ確認していただき、着々と処理していく他ならない。	平成9年、基礎年金番号が導入されるまで業務経験が浅いせいか問題意識するまでに至らなかった。	もっと早く基礎年金番号苦しくは厚年の住所管理をするべきだったと思う。
11644	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	人数を増やして、特別便のみを集中して業務できるようにしてもらいたいです。	年金記録問題の存在はテレビの報道で知りました。 年金記録問題はあってはならない問題だと思っています。 ですが、年金記録をしっかり管理していない社保庁にも、もちろん責任があると思いますが、個人の方で何通も年金手帳を持っている事も自身での管理ができていないと思います。 制度としての周知・徹底ができてないのもあると思います。	庶務を担当しているので、電話対応の際にも、お客様に対して丁寧に説明したり、周知のポスターやパンフレットなどを配布したりしました。 現時点で少ない人数のなか、通常業務と特別便の業務を並行しての作業となっており、両方とも疎かになってしまっているため、特別便の報告等に影響があると思います。
11645	地方庁	その他(社会保険事務局)	私は行政職で仕事をしてきました。申し訳ありませんが社会保険の事務については、よく分かりません。	時間はかかるかもしれませんが、一つ一つ確実にしていく事が大事だと思います。	年金を払っているのに受給年齢になっても、年金を貰う事が出来ないと混乱が生じると思いました	申し訳ありませんがよく分かりません
11646	地方庁	その他(社会保険事務局)	ございません。		H21年1月より任用職員採用のため、年金記録問題については報道などによって知りました。	反省点とは異なりますが、仕事の大小かかわらず責任をもって職務を全うすることと思います。職員全員の責任ある行動が、今後一層求められるものと思っております。
11647	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。		基礎年金導入以前には、ほとんどの人が重複番号(制度別も含め)を持っており、基礎年金が導入されてもなお、多くの人が重複番号を解消できていない状況は、認識していた。このことについては、再取得時点あるいは、年金請求時点で、整理できるものと思っていた。しかし、ねんきん特別便の相談を受け、この問題が大変重大な問題であることを認識した。	相談を受けるにあたり、一件一件を丁寧に対応した。
11648	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		消えた年金問題で、すべての人の年金及び社会保険庁に対する信用を失ったと思う。 問題の存在は、2007年春頃知った。 入社して、期間照会担当となり、初めて年金記録のずさんな管理内容を知った。	過去の過ちを受け止めて、今照会されているすべての照会に対して、一日でも早く回答をすることを努めている。 二度と同じ過ちを繰り返さないように、調査・補正を慎重に正確に行った。 年金問題が明るみにでたことは、知らないままで国民を裏切り続けるよりは、結果的によかったと思う。
11649	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にはありません。	特にありません。	国民の皆様の年金に関わる重要な問題のため、真剣に取り組んでいかなければならないと認識していました。問題発生は国会議員の年金未納問題の頃に存在することを知りました。	国民の皆様の意見をよく聞いて、対応するよう努めました。反省点としては、記録を本人にその都度きちんと確認してもらう機会をもうけられなかったことなどがあると思います。
11650	地方庁	その他(社会保険事務所)	質問内容とはずれるが、特別便・定期便専用ダイヤルの対応の悪さ。 よく専用ダイヤルにかけたら、事務所にかけてくれを言われたとの電話を受ける。内容はHPを見れば記載されているような基本的なことや、こちらに聞かれても答えられないことが多い。 これでは専用ダイアルの意味がないし、サービス面から考えてもおかしい。	組織、そして個人個人の意識改善しかないと思う。 民間企業で電話でたらい回しにされることはありえない。 サービス、接客の基礎を学ぶべき。	勤務して日が浅いため、新聞などで勤務前から知っていた。1、2年前だったと思う。 実際に在籍してみると、国民全体の年金に対する考えの甘さが原因だと思った。いくつも年金番号を持っている個人、常勤なのに社保に加入させない企業、それを特に問題にしなかった社保庁など、原因はさまざまあると思う。	
11651	地方庁	その他(社会保険事務局)	知らない	わからない	全て解決することは困難と思うが、必死に取り組むべきことだと思う。いつ頃かは覚えていないが、国民年金担当していたとき。	本人の話をよく聞き、記録を探した。紙台帳と窓口装置の記録が一致しないことがあることは以前からわかっていたのではないか、それに気づいたときに全ての記録を確認するべきだった。
11652	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	お客様から申請されている記録の確認について、お客様の勘違いや適用日前の記録等、社会保険庁として明確な回答ができない記録は申請どおりの記録とする。	国民の皆様に対して、大きな問題であるし、解決に向け全力で対応しなければならないと思った。また、時期についてはテレビ・新聞等の報道にて知った。	窓口にこられるお客様や、電話をかけてこられるお客様に対し、今後についても真摯な態度で望まなければいけないと強く感じ、そのように対応することを心がけた。 反省点としては、台帳を作成するときや入力する際に、あきらかに氏名が異なるものや、空白の箇所、ありえない誕生日等あった際に何故その場で確認することをしなかったのかと率直に感じ
11653	地方庁	その他(社会保険事務局)	すでに知られていることですが、三階構造が一番の問題だと思います。 現場の実態を本庁が認識しておらず、地方も本庁へその実態を知らせることを怠っていたから、市町村への台帳の廃棄指示などが公然と行われてしまったのではないでしょうか。 手続き主義で自己申告の必要な制度そのものがまず間違いです。 一般市民がそういったものにどれだけルーズであるか、現実を知らない方々作った制度に問題があると思います。 記録問題の根本的原因は、日本では国民総背番号制(社会保障番号)が導入されておらず、結婚、転職、契機のたびごとに手続きが必要であること。 それなのに手続きをを知らない人々が大多数であることだと思います。 せめて、S61年の法改正の段階で基礎番号が導入されておれば、少なくとも今日ほどの混乱は避けられたのではないかと思います。 実際、導入が検討されていたのに、国民総背番号制につながると強く反対したのはマスコミだと聞いてます。 自分たちの責任になりそうなこの事実をマスコミが取り上げようとせず、世間に知られていないことを嘆かわしく思います。	国民総背番号制の導入が必要だと思います。 それが難しいということであれば、これまでの年金制度の手続き主義の変遷をもっと人々に知らせ、自分たちにも手続き漏れ等の問題がなかったか人々に認識させるべきだと思います。 もちろん、社保にも数々の問題があったことは否定できません。 反省すべき点はたくさんあります。 でも、社保にだけ落ち度があるのではなく、手続きを怠った各個人にも責任があることをもっと知らせてほしいと思います。 記録問題解決のためには各個人の持っている情報が頼りです。 その情報を元に地道に統合していくしかないと思います。 でも、情報の提供を呼びかけても、この問題は社保に落ち度があり自分たちに落ち度はなかったという認識では、簡単に提供してくれないと思います。	平成5年に国民年金業務課に配属されてから、ずっと問題だと思っていました。 平成9年の基礎年金番号導入によって、ようやく解決につながると期待していましたが、世間一般の関心は低く、解決に至らなかったことは非常に残念です。	基礎年金番号導入時に、できるだけ記録の統合を行うべきではないかと会議等でも発言してきましたが、本人の確認なしに行う統合は間違いを生じやすい、業務センターが郵送にて本人宛記録確認の通知を発送するので、本人からの回答を待って統合した方が確実だとの意見が多数を占めていました。 年金請求時には必ず本人から戸籍等を睨取し統合を行うので、それまで待った方がよいのではという意見も多かったです。 実際には記録照会したものの本人からの回答はほとんどなく、特別便が送付されるまで世間の関心がなかったのは残念です。 年金は長期的スパンで運営を考えるべき制度です。 ですが、目先の事務処理だけを見据え、長期的な視点が欠けていたという点を反省すべきだと思います。
11654	地方庁	その他(社会保険事務所)				
11655	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金記録の検索をよりスムーズにできるようなるとよいと思う。	未統合の手番が多くあるとは認識していた。 ただ、年金請求時に整備されるものだと思っていた。	記録調査のときに職歴を思い出して調査するが、多くの人が職歴を思い出せずにいる点や、一人の人がいくつもの手番、年番を持っていることが、記録問題を混乱させていると思う。
11656	地方庁	その他(社会保険事務局)	すでに公表されてはいる件ですが、国民年金の紙台帳の納付記録と、コンピューターの納付記録が合っていないものが多数ある。また、市町村の持っている納付記録と、社保の持っている記録が合っていないものが多数ある。	紙台帳と、コンピューターの記録の突合を急ぐ必要があると考えます。	国民年金保険料課に配属された年が平成14年度でしたので、そのときCM起用タレントの未納問題からはじまりいろいろな問題が発生し、苦情電話の対応に追われました。 国民年金のマイクロの納付記録と、WMの納付記録が合ってない(もれている)ケースは時々ありました。 年金給付課に配属されていた時は、裁定請求書の審査の段階で、WMの画面コピーをとって確認はしますが、厚生年金、国民年金ともに紙台帳までは確認していないのは、本当に大丈夫なのか疑問を感じていました。	年金裁定時には、本人の書いた期間に空白期間がないか確認していました。 郵送受付や市町村が基礎のみで受付したものは、必ずWMで氏名索引して漏れがないか確認していました。 年金特別便の、個別の照会に対する回答についてですが、回答を書く人の能力によって、おざなりな回答になっていると感じています。おざなりな回答では問題があると思います。
11657	地方庁	社会保険事務所課長級以上	世間一般に知られていない新たな懸案については、無かったと思われます。	上記と同じ	年金記録問題については、重要課題と認識して最終結論がでるまでやりとげなければならない仕事だと考えます。 問題が存在することを知ったのは、各種マスコミ報道の直前だと思います。	対応については、年金記録にかかる定期便等の処理件数を日々減らし、被保険者に早く回答する努力をするしかない状況であった。 詳細なことを考えれば沢山あると思われますが、システム上の問題が一番大きいと考えます。
11658	地方庁	その他(社会保険事務所)	週刊誌、TV等で初めて知る情報も多くて驚いています。 したがいまして、世間一般で知られていない情報は私も知りません。	ねんきん機構は「最高のサービスサービスを提供する機関」を目指していると思いますので、今後のサービスに全力を尽くし、世間一般のイメージを変えることが必要です。 それと同時に今後、問題を発生させないよう、本部主導による教育を地方の末端まで徹底させることも必要です。	迅速かつ信頼してもらえる対応が不可欠なものと認識しています。 問題は、ある週刊誌に連載されていた記事を見ることによって知りました。	来訪されるお客様に対し、安心感を与える対応を心がけました。 そのためには、誠実な気持ちをこめて職場に遠うようにしました。 何十年も前の記録は、特に高齢者にとって思い出すことは、かなり難しいことであることを改めて知らされました。 今後は、より高齢者に負担をかけさせないで加入期間を確認できる方法を見つける努力が必要と思います。 また、記録調査の丁寧さ、根気強さも、より職員に求められると思います。
11659	地方庁	その他(社会保険事務所)	すべての記録が保管されていないこと。 例えば、記号簿等に空欄があり、事業所名称さえ不明なものがある。	完全に全記録を解明することは到底無理なので、特別便をお送りしているのだから、それに回答することしかないと思われる。	私は、被保険者原票を進達していたころの最後の頃の採用ですが、担当者が記録を進達したものが、事故になって返戻されてきて、それを一件一件調査して、まじめに補正して再度進達していたのに、どうしてこのようになったのかわかりません。	現在、期間照会の担当となっていますが、遺族年金を受給している人の記録等、期間のみあわせていたり、事務処理要領に沿った処理をしていないものがあったりで驚いています。 反省点は、基本に沿った処理を徹底していなかったこと、問題が起きたときの対応が迅速でなかったことです。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11660	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	一件ごと，突合していく他にないと思います。事務所で調査よりも面談が有効です。誰のものか不明な記録は事業所名をオンラインへしっかり登録していただきたい。	地方事務所は適用、収納、給付をしっかり行い、記録管理は庁の責務と考えていました。相談時にオンラインの事業所名簿に名無し記録が多いことと、事業所記録の払い出し番号が複数で使用していることに驚きました。採用され10年後、心配はしていました。1980年ころです。	私は国民年金の担当が長く国民皆面の記録についてはしっかりやってきました。国民年金記録をオンライン収録後紙台帳の保管について総てマイクロ化をお願いしましたがだめでした。記録管理は最も大切なこと制度運営の大原則、原点です。
11661	地方庁	その他(社会保険事務局)	紙台帳(原簿)で、名前が消されていて、誰の記録かわからない。	正直、どうしてよいか」わからない。	年金は、適正に処理をされていると思っていました。 老後の蓄えとして大切な年金です。大変なことになったと思いました。 世間から、騒がれた時に知りました。	窓口対応は、積極的に対応した。 年金記録の調査を、マイクロフィルムで確認したり、もれている記録は管轄外で調査依頼したり、紙台帳で確認しました。 電話対応については、期間照会を記載してもらい、回答は時間を要すること説明し、文章で回答すること説明する。 反省点 年金制度を会社事務担当者の確認不足。 事務手続きの適正。 社会保険事務所の監督不足。 年金制度」の複雑化。
11662	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	人員を増員するだけでなく、人員の調査事務の教育を徹底する必要がある。 マニュアルを熟知している人間を一日でも早く、一人でも多くの人材に伝播させることが急務であると考えます。	記録正常な手帳番号が、基礎年金番号に未統合の状態にあるだけで、ただ単純に205統合だけすればそれで5000万件が片付く問題だと、国会で騒がれ始めた当初は認識していた。 しかし、調査業務を手がけていくにつれて、氏名・生年月日・性別などの基本記録が欠損していたり、喪失日が不明な記録が数多く存在していることに気づかされた。確かに当時の職員・システムが不完全なもののツケであるが、「清算」を一日でも早く行わないことには公的年金制度そのものに不信を増大させ、破綻を招くことになってしまうと思うようになった。	[redacted]、記録問題の最前線に立っていたという「自負」こそあるが、業務そのものに対しては、「迅速」に調査・回答を行うことを考えるより、「正確」に調査を行い、被保険者・受給者の依頼内容に対し、「忠実である」ことに努めるようにした。 また、処理票に時折添付されている「手紙・要望」にも正確に応えるように努めた。これは2度と同じ質問で来所・問い合わせがないようにしようとしたため。 それに「迅速さ」をプラスした場合には所内の全職員を総動員して進めていかねばならないと考え、業務処理要領・さまざまな事務連絡等を正確に読み抜き、「マニュアル作成」を行い、全職員に咀嚼して伝えた。 記録の「調査」において、目的としている記録が見つかれば「解決」にあたるが、見つからなかった場合にはどこまで調査をおこなえばいいのか・・・記録問題の解決に対し積極的な職員・消極的な職員、記録調査業務に不馴れな職員・精通している職員さまざまいる。ひいては「職員」という言葉を「事務所」や「都道府県」と置き換えることもできる・・・庁主導のマニュアル作り・システム構築が、記録問題が急激に起こったせいかもしれないが、稚拙なものだったのは否めないと思うし、先述した「職員」「事務所」「都道府県」の「温度差」によってバラつきのある調査引き起こさないようにする「何か」を作ることが課題であると思う。
11663	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません	これまでの対応で、ある程度の回答はできたと思う。 今後は、ご本人の記憶と社会保険庁の記録を丁寧に照合する必要があると思う。残っている事案は複雑なものが多いと思われるので、短期間での解決は難しい。過去の記録管理の状況を理解している職員を集めて、専門チームをつくり対応することが効果的ではないかと思う。	一人の被保険者が複数の年金番号を待ち、加入する年金制度ごとに記録を管理する仕組みが長く続いていた。この事実は社会保険事務所の職員に採用された後数年たった時点で認識していたが、ご本人からの申し出がない限り、記録を確認したり統合することができなかったのが現場の現実であった。	上記のことについては、現場段階では何もできなかった。 現在のように厚生省が広く国民に年金記録の重要性を周知して、ご本人の協力を求めることをもっと早くはじめるべきであったと思う。
11664	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	真摯に受け止め相手の立場にたった対応にこころがける。そうすることによって信頼を得るようにする。	番号の統合については、年金の請求をするときに調査して統合すると認識していました。	記録の整備については率先して記録統合にむけ処理をおこなっています。 基礎年金番号ができたときに、もっと番号統合などができていれば良かったと思います。
11665	地方庁	その他(社会保険事務所)		ひとつひとつ、正確に対応・処理をしていけばよいと思う	システムや制度の都合上、起こるべくして起こったと認識する。 知ったのはマスコミで取り上げられてから。	ひとつひとつ正確に細やかな対応を心がけた。 対応していく中で、周知や準備不足が際立ったのが反省点として挙げられると考える。
11666	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし			
11667	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	頂いた回答票についてしっかり目を通し、 経験のある人物(実務経験2年以上)の審査により、丁寧な処理をしていくことが時間がかかっても結果的によいと考えています	問題が発覚する前は勤務しておりませんでした	積極的に期間照会業務、事務センター支援を行いました 反省点といたしましては、システムの移動の際丁寧に行わなかったこと、基礎年金番号設立の際より公示していくべきだったということです
11668	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	思直に取り組んでいくしかないと思われます。	このような問題を抱えているとは想像していませんでした。	やはり思直に取り組んでいくしかないと思われます。
11669	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	今のところ、思いつきません。	基礎年金番号導入時、制度毎に番号が違っているのは当たり前であり、いずれは(最終的に年金裁定時)、統合処理されていくものと、認識していました。	基番導入時に、手番統合に力を入れたらよかった。 年金記録の確認(特別便、定期便)が過去にもあればよかった。 厚生年金記録についても、昔から住所登録があればよかった。 機械化するときに、誤って入力されているケースが多数あるので、その時のチェックがどうだった
11670	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知っていることはありません。		年金記録問題については報道で知るところではありましたが、年金制度の信頼を回復していくためには克服すべき問題であると認識していました。	窓口業務においては、制度の説明と年金制度の意義を理解していただくことに終始しました。また、入力等の業務では、誤入力等がないよう慎重に慎重を重ね、業務を行いました。反省点としては年金制度の意義について、お客様にご理解いただけないこともあり、今後の課題であると考
11671	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		記録の重要性の認識の欠如と記録の管理方法。 同一人か別人かは別にして、同姓同名の年金記録が複数存在することは、入庁から間もない頃に聞いていた。	年金相談窓口担当として、同一人の疑いのある年金記録について来所されたお客様との面談の中で、ご本人様に記憶を呼びおこしていただけるような記録に関する情報を散りばめるなどし、記録確認に努めた。 記録の重要性の認識の欠如と事務の流れから本人が被保険者証・年金手帳を持っているはずなので、年金請求時など最終的には誰のものなのか確認は取れるはずという思い込み、国は年金記録が誰のものなのか当然分かるようにしてあるはずなので本人自身は特に気にしている必要はないという思い、年金制度に対する世の中の認識の低さ(国側の周知徹底の不足)などが
11672	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				
11673	地方庁	社会保険事務所課長級以上			基礎年金番号の制度が発足して以降、被保険者が受給手続きをおこなうまでの間に、年金番号の統合処理がスムーズにいっているのか、手番のまま残っている年金番号がないものか、確認が必要な問題と認識していました。国民年金・厚生年金での電話や窓口対応の際、統合されてない番号が多々あったため、いつ頃かははっきり覚えていません。	被保険者・事業主に対して、機会あるごとに統合の重要性を説明し対応してきた。基礎年金番号の制度について、周知が不足していたのではないか、平成9年以降もう少し早い時期に何らかの確認作業が必要ではなかったのかと思います。
11674	地方庁	その他(社会保険事務所)	回答に一年以上時間がかかること。	やはり、人を増やすか、残業をして回答していくしかないと考えます。	もっと、早く回答すべきものとして、認識していました。なぜなら、すぐに回答できるものも少なくなかったからです。 事務局などに応援に行くようになってからです。	応援に行ったときは効率よくできるように、手伝いました。しかし、自分のいる事務所の特別便等の回答事務処理にもっと携わるべきだったと考えます。
11675	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません。	現在実施されている、対策を確実に進めていくしかしかないと、思います。	被保険者になられる方の健康保険、厚生年金保険を適用するにあたって、複数の番号をお持ちの方がおられたので、数多くの方が複数番号を持っておられるのではないかと思いました。	来訪者や、電話等で対応する時、過去の記録(勤務先、時期)をいかにして思い出していただくかに努めました。 基礎年金番号を導入する際に、国民年金、厚生年金等の番号が被保険者の方から回答いただき、うまく統合されるか、との心配もあった。 税金と同様に、年金教育も現在進められているが、更に必要であると思います。
11676	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	お客様へ、回答を一早くお送り出来るように、迅速な事務処理に心がける。	民主党の議員の方から、年金問題がうきぼりになり、記録の統合もれや、宙に浮いた、年金のある事を知りました。 この様な問題が、存在するのを知ったのは、発覚してからです。	お客様から、年金に対しての、ご質問や疑問点は、正確にお答え出来るように、心がけました。 現時点での反省点としては、平成9年から導入された、基礎年金番号導入の際、もっとわかりやすく、お客様に受け入れられるようにしていれば、ここまで宙に浮いた年金や、記録の統合もれも、なかったように思います。 後、相談室で、年金請求する際も、もっとお客様に対して、踏み込んだ、相談を心がけていればと思います。
11677	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金記録問題については、社会保険の職員が全体で取り組むべき問題であると認識していました。 その問題の存在を知ったのは、世間一般と同じ報道がされ始めた時に、重大な問題であると認識しました。	年金記録問題について、直接関わる部署に在籍していたわけではなかったのですが、積極的に年金記録問題についての対応に携わるようにしていました。 この問題についての反省点は、やはり年金制度の複雑さにあると考えます。そして年金制度が複雑なあまり、事務が煩雑になり、このような問題が起こってきたのだと思います。また制度が複雑すぎて、国民制度を理解できず、年金への関心が薄かったのも問題点の一つかと思います。
11678	地方庁	社会保険事務所課長級以上			手作業にて記録処理をしていたため、記録洩れがあることに不安は感じていました。平成18年頃から知りました。	一つ一つ自分の出来ることに最善をつくしお客様が少しでも納得していただけるような対応に心がけてきました。 お客さまの立場になって、もっと丁寧な仕事をしていく必要があると思います。
11679	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	事務所とは別の専門部署を立ち上げ、そちらで対応する。	新聞やテレビ報道を見て、全国規模の問題であると認識しました。	特別便や定期便で得た回答票に基づき、調査及び回答を行った。
11680	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	他の業務もありますが、職員が一丸となって今まで以上に頑張らなければ解決していかないのではないでしょうか。	基礎年金番号導入時の他手番統合もれや、コンピューターへの切り替え時点での処理問題。平成19年5月頃に記録問題を知りました。	来訪者に対し、丁寧に対応し説明しました。反省点としては、昔のことになりますが、コンピューターへの切り替えの処理の誤り(氏名ふりがな間違い・事業所記号誤り等)の多さと、基礎年金番号導入時点の手番未統合と思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11681	地方庁	その他(社会保険事務所)	ございません。	大事な記録をお預かりしているという意識が足りませんでした。 また、紙台帳とWMデータの突合を確実にして、業務センターや他事務所に確認を取らずとも、相談いただいた窓口で完結できるようにすることが必要と思います。	受給権発生時に確実に職歴確認できればよいと思っていました。 この年金問題が報道され、意識の差を知りました。	大事な記録であると意識を変えました。 しかしながら、紙台帳と、WMデータに違いがこれほどあるとは、思ってもいませんでした。WMデータに裏切られた感じがしました。
11682	地方庁	その他(社会保険事務所)		事務の集約や、人材の適材配置など、効率よく業務を遂行できる環境づくりと、職員のモチベーションの維持と向上が必要と考えます。	年金記録の管理が徹底していなかった(裁定請求時の確認不足等)ことと、 基礎年金番号導入時に手番として残ってしまったものが多かったことにより、主に受給者に対し金銭面で多大なご迷惑をおかけてしてしまった大変大きな問題であると考えています。 認識したのは平成19年頃です。	記録の確認を本人、役所等関係機関に対して行い、社会保険庁保管の記録との突合せをしっかりやっていこうとした。
11683	地方庁	その他(社会保険事務所)			複雑な制度や、年金制度発足から長い歴史の中で積み重なった問題であり、短期的に解決できるものではないと思いました。	特別便などで窓口にご相談にこられたかたに制度について説明し、他の記録が無いか丁寧に対応するよう心がけました。 問題点の反省点として挙げられるとすれば、行政も本人もお互いに相手任せで、記録について通知を行わず、定期的に本人に記録の確認をさせなかったことだと思います。
11684	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	オンライン未収録データ(旧台帳)を早期収録するとともに、現在のデータとの突合を行う。 ※なお、実際には裁定時にオールゼロで収録されているケースがあるため、完全に期間が重複するデータを機械的に除く	進達したデータは全て正しく収録されていると思っていた。 漢字収録の時点で氏名の読み間違いはあっても、未収録の記録があることはこの問題が判明するまでは知らなかった。 また、統合漏れについては被保険者自身の無理解も考えられることから、一層の周知が必要。	未収録の点については、より丁寧な調査を心がけた。 進達データの事故リストの放置がひとつの原因ではないかと考えられる。 データは正しくて初めて価値を持つものであり、誤入力の防止や、誤って他人の記録を統合することの無いよう慎重な判断を忘れてはならない。
11685	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般にどれほど認知されているかを把握していないため具体的に示すことが困難です。 ただ、現在未統合の年金記録についての問題が大きく取り上げられていますが、自分の年金記録でない記録が統合されているケースが少なからずあるのではないでしょうか。私が相談を受けている中でもねんきん特別便や定期便に見たことも聞いたこともない事業所名が記載されているとおっしゃる方がいらっしゃいました。中には単純な過去の事業所記号の二重払い出しなどによる表示上の誤りで、年金記録そのものには影響はないものもありましたが、中には年金が減額となった方もいたはずです。また、誤った統合により本当の記録の持ち主に記録が統合されないという問題も起きていると思います。 報道もされていたと記憶していますが、未統合の記録の整理を急ぐあまり他人の記録を誤って統合しているケースもあると聞いています。信頼回復のための作業で信頼を損なうことが内容しっかりとした対応が求められていると思います。	記録の整備に関しては、あまり急いで解決しようとしてしまうと、発見できる記録を見つけられなかったり、誤った処理をしてしまったりといったミスが発生し、さらに信頼を失うことにもなりかねません。ある程度の時間を頂戴することを最大限お願いし国民の皆様に理解していただくことが第一だと思います。その上で一件一件正確な調査と回答を行うことしかないと思います。 ねんきん特別便が今後定着し、興味を持って年金記録を確認いただくことができるようになることも解決への糸口になるのではないでしょうか。そのためにもよりわかりやすい説明や広報が必要だと思います。 また、窓口においでいただける お客様については親切丁寧にその場で説明することである程度の理解を得ることができますが、窓口のおいでいただけない方やねんきん定期便などに興味を持っていただけない方が少なからずいると思います。そうした方々へのアプローチを今後考えていく必要があると思います。	平成12年度に採用され庶務課に2年、徴収課に4年在籍しており、その間は実際に年金記録に触れることが少なかったためあまり深く考えたことがありませんでした。 その後、年金給付課に配属され、実際に窓口で年金請求書の受付を行うようになり(ちょうどこのころ年金記録問題が大きく報道されたころでもありましたが)、実際に請求いただく方の記録で整備が必要ない方のほうが少なく、ほとんどが記録の整備が必要だという現状を認識しました。 まず請求書をお預かりするときは記録の確認をし、請求者が認識しているもの以外にも「20歳前の短期間の記録」や「出稼ぎの記録」や「旧姓の記録」など本人も言われて初めて思い出すような記録が多いことに驚かされました。 年金請求時に確認するから…という考え方で行われてきたものとはいえ、この窓口での相談1回か2回ですべての記録を確認し統合するのはかなり困難な作業なのではないかと感じ、請求書を受け付けることに大きなプレッシャーも感じていました。	年金記録は国民一人ひとりの人生の記録です。40年以上もの期間についてすべて正確に記録し管理することの大変さ難しさを痛感せずにはいられません。 自分のことであっても「40年も前のこと覚えてないよ」といわれるお客様も多いです。だからこそ正確な記録とその管理が求められており、それができていなかったから信頼もなくしてしまっているのだと思います。 まず、目の前のお客様の相談を真摯に受け止めお話を伺い、その場でお答えできる内容は極力その場で解決し説明するように努めました。できるだけ後回しにしない、その場で回答することである程度の理解が得られることが多いように思います。また、やむおえず後日回答とする場合もなぜ後日になるのかなどお客様の納得を得られるように説明するよう努めています。目の前のお客様一人ひとりの納得を得ていくことでしか信頼回復、問題解決への道はないように思います。 そして、「請求時に確認するから…」とか「誰かがやってくれるだろう…」とか後回しにすることなく、今自分がやらなければならないんだという強い意識を持って目の前のお客様に対応し、目の前の仕事に取り組むことが当たり前だけれでも大切だと考えます。 そのためには自分自身のスキルアップが求められると思うので更なる自己研鑽に努めていきたいと思います。
11686	地方庁	その他(本庁)	5000万件の年金記録問題について、まだ解決していないことなど記憶しています。	名古屋市のように他の省庁機関、区、市町村等ににご協力をしていただき 一体となって、やっていかないと解決しないと、思います。	年金業務についたことはありませんが、芸能人の江角マキコさんから、国会議員の未納へとなり、年金記録に波及していったと記憶していますが、その時期については平成18年頃かと認識しています。	社会保険だけの問題ではなく、全省庁また区、市町村が一体となり取り組まなければ国としての信頼が得られないと考えます。
11687	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	分かりません	知りません	分かりません
11688	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	人、物、予算的対応が必要。 業務精通者が大幅減そして、素人が増えるなかで、機構が倒れるのではとの声が出ている。精通者の活用。	戦中・戦後の名簿などあの状況でよくもほかんしてくれたと気いている。 時代考証も必要であると考える。	上からの押し付けがまえよりもひどいのではという声が沢山あるように聞いている。 現場の声、実態をふまえた対応が求められた。
11689	地方庁	その他(社会保険事務所)			国民全体にかかる大きな問題であると思いました。 他人の記録が入り混じっていたり、どなたの記録か判らない記録がある。 平成19年頃のように思います。	年金受給者については、今の記録に間違いや漏れがないのかを窓口で親切に丁寧に確認行為を行うこと。被保険者についても同じく確認し、相違ないかどうかの確認を行う。氏名・生年月日などが、はっきりしない手番については、払出し簿や080画面等で確認する。 長年にわたって厚生年金を扱ってきた私たちにとってあまりにずさん過ぎていたと思います。一人一人のデーターを慎重に厳重に取り扱うべきだと思います。
11690	地方庁	その他(社会保険事務所)			○起こるべくして起こった問題だと認識していました。 ○平成19年頃だったと思います。	○日本の年金制度そのものが信用できないという電話相談のお客様・来 訪されたお客様へわかりやすく、丁寧な対応を心がけ相談を行ないました。 ○複雑すぎる年金制度な上に制度改正を繰り返した点。 ○保険料は強制的に徴収されるのに、給付は申請主義という点。
11691	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	人員の増員	今までもあったんだと実感していた。20年2月から知った	自分のできることはやったが、
11692	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知っていません。	地道にひとつひとつ調査・確認をおこない、納得してもらうしかないと考えます。	大事な年金記録のため、たぶん間違いないだろうでは記録の整理・統合はしないこと。複数の年金番号を持っている人は、年金請求時に確認し裁定をおこなえばよいと甘い考えであったかと反省している。 平成8年9月ごろから基礎年金番号での統一した年金記録にしていこうと新ためて付番が進められた時期。さらには10年ほど前から年金給付課へ配属され年金裁定の事務をおこなうようになった時期です。	ほかの優先業務があり、年金記録の確認作業が後回しになったのでは？面倒がらず時間をかけてでも確実に確認作業を早い時期から進めるべきであった。
11693	地方庁	その他(社会保険事務所)	既に様々な問題があげられておりますので、世間一般に知られていること以外のことは思い当たりません。		これほどまでに大きな問題になるとは考えておりませんでした。私が入庁する以前の管理体制の問題が大半ですが、組織として早期に正しい記録に戻さなければならない問題として取り組んでおります。また、問題として知ったのは一般の方と同時期だと思います。しかし、5年ほど前に年金の担当として相談窓口で相談を受けているときにも、氏名検索などをして会社名が思い出せない記録はそのまま放置されていることが多く、このままで良いのかと感じたことはあります。	現在再裁定の担当をしておりますが、とにかくいち早く正しい年金記録に戻せるよう日々職務に就いております。また、問題点については2点あります。1点めは、国民の年金に対する関心の低さです。問題が発生してからマスコミ等でとりあげられたことにより関心を持つ方が多く、書店にも関連本が並びました。よって、行政としての広報の仕方に問題があったと思いますし、また複雑な制度自体も関心の低さの原因だと思います。よって、判りやすい制度への改革が必要ですし、せっかく注目されている時期ですので、広報に注力すべきだと考えます。2点目は、ご自身の年金記録を確認する機会が少なすぎた点です。今後は、年金定期便が送付されますので問題ありませんが、今までは、自分の年金記録を確認するのは年金の請求をしに来所されたときくらいしかなく、そのときに思い出せないとそのまま年金決定されるケースが多いために反省すべき点であると考えます。ただし、定期便が毎年発送されるのはどうかと思います。コスト面を考えます
11694	地方庁	その他(社会保険事務所)		今までの積み重ねである問題であり、完全な解決にはかなりの時間がかかると思う。被保険者の記録も重要であるが、もっと受給者の記録を最優先で取り組む必要があると思う。	最優先業務と認識していた。勤務したときには年金記録問題は発生していた。	この問題で国民の信頼を失ってしまったため、記録問題業務を行うときはもう一度、間違いが起こらないよう十分に注意しようと思った。 すべての紙台帳が保存されているわけではないことが反省点として挙げられると思う。
11695	地方庁	その他(社会保険事務所)		二度とこういった問題が起こることがないように意識付けすること。 お客様に対して、親切・丁寧な対応。	就職する前に、テレビ等の報道で知りました。 内部の人間でないと、どうしてこのような問題が起きたのか意味がわからないと思うので、理由をきちんと説明する必要があると思いました。	年金問題は、自分たちの仕事が、国民の生活の土台となるとても重要なことを扱っているということの意識が足りなかったことの結果だと思います。 日々そうしたことを今まで以上に意識して仕事に取り組むことが必要だと思います。
11696	地方庁	社会保険事務所課長級以上	当所へも電話にて複数回、「金融機関が代理請求していることを認めているからこんなことになった。私も金融機関に勤め代理請求していたが、手間をかけたくないので期間がもれていてもかまわず処理をしていた。」といった話がありました。金融機関の代理請求をしていた方に確かめなければ真意はつかめませんが、そういったことは無いとは言い切れません。 また、来訪されたお客様からは、故意に生年月日をごまかして就職したり、通称名で加入していたとのお話もあります。	紙で保管されている記録を、全国の社会保険事務所で閲覧可能にすることが急務と考えます。現在行っている紙台帳とのチェックが重要です。そのためには人手が必要です。	昭和55年に社会保険庁年金保険部業務課に採用になり、資格班の友人から、台帳の字が読めないものがあり困っている。読めないものはオンライン登録できないと話を聞いたことがあります。そのときは、本人から請求があったとき会社名から調べることができると聞いてほっとしたことを覚えています。	私が対応すべきこととも、改善しなければいけないこととも考えませんでした。今から思えば、オンライン化が始まった時点で収録できない記録は地方庁を通じて会社へ照会するなど、人と手間をかけるべきだったと思います。
11697	地方庁	社会保険事務所課長級以上	無し	現状の対策等を続けることが必要であると考えます。	紙台帳からオンラインシステムに変換する際に、膨大な数のデーターを100%入力誤りをせずに処理することが出来ているのかが不安であると認識していた。	今回の問題が生じる前に基礎年金番号への過去の厚生年金、国民年金の記録(手帳記号番号)の登録処理及び年金の加入履歴(国民年金の納付記録を含む)の確認、照合を大々的に事業所、被保険者へ広報、届出勧奨をすべきであったと考えます。
11698	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
11699	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	長い時間がかかっても1事案づつ処理をすべき。	重大な問題。 年金問題発覚後。	お客様に書類をご記入する際のわかりやすい記入見本の作成を行ったり、少しでも早く本来額の年金支払いができるように書類作成など時間の短縮をおこなった。 反省点:何十年もの記録を短期間のうちに処理すると発表を行ったことや今までの記録管理方
11700	地方庁	その他(社会保険事務所)	障害厚生年金や遺族厚生年金の短期要件受給者の記録訂正において、平均標準報酬月額が下がり、年金額の減額、及び返納額が発生してしまうケースの処理が進まず困っています。該当者からの理解が得られないのです。記録判明イコール年金額の増額、といったマスコミ報道はやめ、マイナスの事例の紹介もお願いしたいです。人によっては、減額になるのなら自分のものである主張を止める人もいます。	すべて社会保険庁が悪いといったイメージを取り除いて欲しいです。 就職時や退職時に社会保険の手続きをきちんとしていなかった方の責任は何も問われていません。過去の職歴や氏名等会社の人には知られたくない人もいます。年金の加入脱退の手続きを住民登録(住基)を利用して簡潔にはできないのでしょうか。現在の民主党は、厚生年金や共済年金の制度統一、年金一元化案をしていましたが、所得連動させたりして保険料を税金方式でとるのも一案と考えます。	入社時に年金給付の係りに配属されたこともあり、入社の平成8年から、厚生年金記録に氏名が収録されていない記録があることや、一人の人が何個も手帳番号を持っていた事実を知りました。	入社翌年に基礎年金番号が導入されたので、複数お持ちの方は早めに1本化してくださいと伝えていました。(重複での還付や3号未納が発生することがあるので) 統合すること3号未納が確認されることがある等、マイナスのことがあまり伝わっていなかった気がします。相談者で、3号未納になるからあえて統合しなかった人が二人ぐらいいた気がします。 今回、その人はどうしたのだろうか・・・と思うことがあります。現在は返納しなくて済むようになりましたが、以前は返納額のこともあって、統合すべきかそのままにすべきか悩んだことがあります。 これからは、レアなケースですが、マイナス点も公表すべきと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11701	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	すべての既存の記録を照合することから始める以外にはないのではと思いますが、様々な観点から、被保険者の方々にアプローチしているために、混乱している点もあります。	就職した頃に、いくつかの年金番号を保持している方がいるということは、認識していました。但し当時は、年金の裁定請求時にオンライン記録を照合することで、過去記録はすべて調査整理されるものと教えられたと記憶しています。	以前は記録に関する相談を受けたときには、お客様の記憶と社会保険庁で保有している記録の照合を行い、所有している記録を正として、(氏名検索等が主)回答していたと思います。 現在においては、オンラインの記録の中に、事実と異なった記録が含まれていること、また古い台帳の記録、国民年金の台帳(自治体保有分も含め)においても、同様に誤った記録が存在していると思います。以上のことからこれまでの対応で欠けていた点は、被保険者の方々の記憶を軽視してきたことを反省しています。今後は記憶と記録をどのように結びつけるかが、重要であり難しい点でもあると思っています。
11702	地方庁	その他(社会保険事務所)			過去からの蓄積された問題。 報道されるようになってから。	特別便対応、目黒電話相談等に参加。 一度に大量に処理しようとしたこと。特別便発送等。 結果として期間調査が処理量を超えていて本来業務にも影響が出ていること。
11703	地方庁	その他(社会保険事務所)	分かりません。	事務所で対応するのではなく、この業務を集中してできるよう事務センターを設けて対応するほうがもっと効率的であると思います。	新聞やテレビで騒がれていましたのでこの問題が存在することを知りましたが、一刻も早く解決できるよう、努力していかなければならないと考えています。	丁寧かつ迅速に対応することを心掛けております。反省点としては、件数が多いため時間がかかりすぎてしまっていることが挙げられると思います。
11704	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金記録問題を実際に問題であると思ったのは、TV等の報道機関からであり、自分自身がその処理現場へ在籍することになるとは思いもよりませんでしたし、この問題は個人的にも自分自身の問題でもあり、国に政府にお任せしているものは大丈夫と思い、まだまだ先の問題としか捉えていなかったある意味、無関心であったことも原因の一因でもあると思い、気がつくには遠い問題ではあたけれど、それぞれが自覚するよいきっかけになったと思いました。	昨年、社会保険事務所での任期付職員として配属になりましたが、職員が一生懸命冷静に対応している姿を目の当たりにして、早く仕事を覚えて実践舞台で活躍し一件でも多く事務処理できればと思いました。 年金を受ける側も処理する側も元々は日本国民であり、立場は違っても究極的には自分自身の問題であることを自覚しなければ、自分自身にふりかかってくることがわかったと思います。
11705	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金の納付記録。 旧台帳が無い状況では、確認できない記録もある。	被保険者の方からの申し出により、年金事務所でも復元処理ができるようにしたほうがよい。	基礎導入時に厚年手番がたくさんあることはしっていましたが、5000万件あるとは思っていませんでした。	ひとつひとつ確認作業を進めるしかないが、一定の目標を定めて処理を進めて行くことが重要と思います。
11706	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	社会保険庁としての調査・確認を徹底させることはもちろんですが、できる限り すべての記録を正常なものにするために、お客様にもご協力いただけるようCM等で注意喚起してもらえればと思います。	このような問題が取り上げられるまで、年金記録にこれほども誤りがあったとは 認識していなかったため、この度の事態にショックを感じています。	一番の問題点は、これまで年金請求時まで年金記録についてご本人に確認をしてもらう機会を作ってなかったところにあると思います。今後は定期便を活用し確認してもらうことで、早い段階での誤りの発見・防止に繋げることができると思いますが、定期便の内容についてはもっとわかり易いものとし、見てもらえるように工夫が必要と思います。現在のままでは「見てもわからない」と言うお客様が多いことから、定期便の有効活用のためにも検討が必要と考えます。
11707	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	一般に知られていることかどうか判りませんが、年金記録が統合されていない要因のひとつとして、年金請求時に統合できれば良いというような考え方があったように聞いています。未統合記録が多数存在する原因になったものと思います。	時間と人員をかけるしかないと思います。	未統合の記録が多数存在するということが、このような大問題に発展することは想像していませんでした。問題を認識したのは、平成19年6月の問題発生時点からです。	問題解決に向け、指示通りの対応をしようと思いました。 当時は上司の指示・指導により、疑問を感じずに仕事を進めてきましたが、広い視野にたって仕事の方法を振り返ることも必要であったと感じています。
11708	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。マスコミへの報道の方が圧倒的に早くて、常に自分達は後手に回っていると思っている。	解決策に近道は無いと思う。地道にコツコツ進めるしかないと思う。強引に片をつけようとしない事。国民年金で2年間は無条件で救済するといったようなやり方は、問違っている。整合性を充分に検討すべき。また、厚生年金の事業所や従業員の加入漏れの解消に力をいれるべき。(こ	どんどんじわじわと、報道が増えることにより、来客や照会電話が増えていき、これはただ事ではないと思った。機械と紙台帳に齟齬が生じている事も判明し、長年の積み重ねによる問題のため、解決には相当の時間がかかると思った。	地道にコツコツやるしかないと思った。反省点とすれば、少しずつでも機械と紙台帳の突合を進めておけば良かったと思う。一気に片付けようとしても無理。そうすると手段が強引になり、正しい処理ができなくなる。
11709	地方庁	その他(社会保険事務所)		地道に旧台帳を精査し、コンピュータの記録と突合しつつ、必要な補正を正確に行う事と考えます。	この年金記録問題については、ある程度予測はしていたものの、マスコミの報道等により相当件数存在する事に危機感を覚えた。また、そのような問題が存在することを知ったのは、ある芸能人の年金記録がリークした頃に、予想以上に個人記録の管理がずさんであると確信した頃。	個人情報の徹底した保護と、正確な管理。この問題についての反省点としては職員一人一人の、国民の大切な記録を預かる者としての自覚が足りなかった事が反省点と挙げられる。
11710	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に知らない	ない	マスコミ等で何千万の未確認記録があるとの報道で、そのことが信じられなかったが、知りました。窓口では、こちらから事業所名を言えないもどかしさを感じていたが、庁からの指示でありやむおえなかったと考えています。	窓口で、氏名検索をして極力結びつけるように対応したが、今回のようなシステムがないもとでは、やはり限界があったと感じています。 記録統合のために、基礎年金番号制度を導入したが、具体的な記録統合作業が進まなかったことが、反省点と考えます。
11711	地方庁	その他(社会保険事務所)	今以上のことは知らない	現在、行っている作業を地道に行っていくしかないと思う。あとは、台帳から機械に登録した際のミスについて、台帳をもう一度確認して一件一件合わせていくしかないのではないか。 とにかく今から画期的な方法はないと思うので、今の作業をおこなっていくべきだと思う。	平成9年に基礎年金番号制度ができた際に、本人より回答書に手番を記入してもらって出していただいていたが、その対応は、不十分だとは思っていた。 氏名検索等で疑わしい記録があるにもかかわらず、本人には具体的な会社名等を示せなかったため、そのまま宙に浮く形になってしまった。 結局は、年金請求時に記録を確認するからというぬるい気持ちでおこなっていたのではないか。 また、台帳から機械に登録する際の登録ミスについてもとてもいい加減なものである印象は受けた。	手番や氏名索引における記録について、疑わしい記録がほぼ本人の記録で間違いないと思われるものでも、本人の申し出がないと本人の記録とは認められなかったのが一番の問題だと思う。 その時は、こちら側から本人に記録を具体的に示せなかったし、その対応を個人的に変えることはできなかった。 平成9年当時にもっと徹底的に対応するべきであったと思う。であれば今頃は記録問題などなかったのではないか。
11712	地方庁	その他(社会保険事務所)		一定線のガイドラインに沿ったマニュアルを作成し、人員確保したうえで記録検索・整備・給付にあたり、着実に誤りなく解消していくしかないと思います。	マスメディアで取り上げられるようになってから、問題としては認識するようになりました。それまでは、届出・申請からすると統合処理できない記録があっても、年金請求するまでに確認できればいいというスタンスで問題という程の認識ではなかったです。	過剰な報道により、誤解を招いている部分も含めて払拭できるよう、電話・窓口対応を心がけるところから始め、事務処理誤りや事故が無いよう今まで以上に確認作業を徹底するようにしました。 問題点は、早期からマニュアル等のガイドラインを全国的に徹底すべき事だったり、基礎年金番号導入時に統合処理を徹底すべきだったと思います。やはり、職員全体の意識レベルの差も相当あったように思えるので、高いレベルでの意識統一を図るべきだったと感じます。
11713	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にないです。	限定的に年金記録の個人情報を流すべきです。 インターネットやNHKやラジオで、記録の職種や性別、勤務期間などを公開して、一人でも多くの方に気づいてもらって申し出てもらうべきです。 そのためのCMを流したり、厚労省の広報担当がテレビ出演して呼びかけるべきです。	長年の間、記録整備を怠ってきた結果だと認識しています。 マスコミの報道で知りました。	現場で分かっていることはすべてお客様に話をしました。 旧法などの旧制度の年金の知識を持っているOBなどの協力がほしいです。 知識のある職員があまりにも少なすぎます。
11714	地方庁	その他(社会保険事務局)		一度調査において、記録「無し」と回答した場合においても、再度の調査は可能であり、そのためには、お客様の記憶が調査の前提となるため、その調査の前提(特別便の記入)をより詳細に、また、ささいなことでもお客様にご記入していただくことが必要。 投げやりな記入も多々あり、調査するにもできない案件も多くありますが、お客様からの、より詳細な調査の情報提供が必要と考えます。	はじめて資格照会の担当になった14年前に、浮いている記録の多さには気付いていた。また、それを金融機関が顧客獲得に利用して委任調査を代行することと、一部の社会保険労務士が資格照会を専門に生業とし、無理やり調査を代行してお金を請求するといった状況のほうが、むしろ問題であるかと考えていた。	浮いている年金記録について、このままでいいわけでなくいつかこうなることも予測していたとも思う。 「こうなってしまったら大変だろうな」とは思っていたが問題になったからやりだしたから集中的な業務となっているわけで、問題になる前から着手するべきであったと思います。 ただし、個人的に思うのは、「そんな昔のことを覚えているか」とご立腹されてしまうこともあるが、当時コンピュータやオンラインの無かった技術水準で、今のように取得時の疑重複調査など物理的に不可能であったことは社保庁に限ったことではなく、当時の時代背景というものは日本共通であったわけで、お客さまにもご理解いただきたい。年金手帳をもらったことが無いと言われれば、新番を払い出すよりほか昭和20年代30年代は技術的に仕方なかったと思う。それとも、オンラインの無い当時、以前勤務していた警察事務所に1件ずつ電話照会をしなければならなかったのかと言われれば、不可能であったと思います。 社保庁の「ずさんな管理」は確かにそうであったと思いますが、個々の事業所・お客様にもまった
11715	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	できる限り、早急に処理をすすめる。 制度がわかりにくいので、年金制度は、共済年金もあることを発知する。 本人、事業主、それぞれにも届出や、確認が必要であることを、今後のためにもわかりやすくする。	厚生年金、国民年金等について、統台帳や旧台帳があることを知った。 切り替え時や記録の管理がきちんとされていないことがわかった。 記録確認に係る作業を始めてから知った。	受理した書類は、早急に進めるよう頑張った。 窓口にて応対するため、知識をふかめるよう、制度について更に学んだ。 わかりやすい言葉をつかう。 一時期に大量な処理を抱えたため、仕方がない部分もあるが、早くから人員の投入をはかれば良かったのでは。
11716	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	受給者の方を優先に、一件一件、取り組んでいくしかないと思います。 無理かもしれませんが、聞いていないカセットを全部聞けていただけると、作業しやすいと思います。	入庁したのが、基礎年金番号制度が始まった後でした。事務所の方から聞いていた話では、順番に番号の統合の事務処理をしているところで、基礎年金番号通知の送付の際に、手番の申出(回答)があった方は、そのときに統合してあり、回答のない方には、毎年生年月日ごとに、確認の手紙を再度送っているので、そのときに回答があれば、そこで統合。そのときも、回答がない方については、年金の請求のときに統合になる、ということでしたので、最終的には記録が統合されるのだと思っていました。 これまで年金や調査課の業務についたことがなかったので、現在、受給中の方の記録がちゃんと統合されていないことを知ったのは、今般の年金記録の報道がされてからです。	基礎年金番号の制度が始まったときに、もっと記録統合にむけての広報や作業に取り組むべきだったと思います。取得届の提出の際に、添付されていた年金手帳の手番の番号統合も、難権ではできないということでしたが、統合できる機会に統合しておけば、もっと記録がまとまっていた方が多かったと思います。
11717	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金の付加年金の保険料を、納付期限後に納付しても還付していない場合があると思われること。	定額部分と同様に徴収権の時効を2年にすること	平成16年頃、被保険者からの記録調査依頼で厚生年金加入期間に関する調査の仕事に携わった頃。また、平成17年頃国民年金の業務を行う中で、領収書が存在するにもかかわらず納付記録に反映されていないケースがあることを知りました。	上司や周囲の職員から説明を受けて、そういったことも起こり得るものかと納得しました。 この問題に関しては、通常の仕事をしながら並行して行える業務ではなく、少なくとも基礎年金番号ができたときに、専門性のある部署を作って対応するべきであったと考えます。
11718	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金手帳を複数もっている方は年金請求時に統合する必要があると思っていました。	年金受給者の方に記録漏れが判明している現時点においては、年金請求時の確認が不十分であったと思います。
11719	地方庁	その他(社会保険事務所)	なにも知りません	特にありません		
11720	地方庁	社会保険事務所課長級以上	国民年金保険料の未納問題の解決策として、当事者の未納年度の前後が納付されていれば、納付済とされるような検討がなされているようですが、各市町村で検認事務を行っていたときの保険料納付方法として、口座振替の納付方法では、一つの口座から複数の者の保険料を引き落としている方法で残高不足により、一人分しか振り替えがされないケースや再振り替えする場合や、しない場合など各市町村によって口座振替の方法は多種多様であったと思われます。このような状況から全てを認めるようなことになった場合は、新たな不審感を与えかねないことにな	各市町村での検認事務での口座振替方法などがどうであったか、検証すべきと考えます。	国民年金の収納事務を行うにあたり、納付された領収済通知書により台帳に消しこみを行う際に、該当の台帳が所定の位置になく消しこみができない収納記録が存在していた。また、領収済通知書に記載された年金手帳番号の記載間違いにより、納付者が特定できないケースなどが発生していた。そのような事象が発生したときは仮の台帳を作成し記録を管理していた。この仮台帳記録がずっとそのままでいたときに不安を感じた。	当該台帳の所在を一日かけて探し、所在の特定に努めた。台帳の保管管理などが徹底されていなかった気がします。もともとの記録管理するための台帳を住所が変わる都度社会保険事務所を移動させるなど、事故が起きる要因が多すぎていた。根本的に管理方法をもっと検討すべきであった。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11721	地方庁	その他(社会保険事務局)				
11722	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		旧厚生省および社会保険庁全体の問題であり、杜撰な記録管理により多くの国民の皆様にご心配や不安を与えてしまった。 平成18年頃マスコミの報道で知りました。	申出された年金記録は必ず存在するとの前提にたち、記録確認や調査にあたり最大限の努力を払いました。 事前の十分な準備期間もなく開始されたことが、なお不信感を煽ってしまう結果になり残念です。
11723	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知らない。	特別便や定期便がもっと見やすく回答しやすいレイアウトを考える必要があると思います。	深刻な問題だと思います。問題の存在を知ったのはマスコミで報道される少し前です。	特別便の事務局間支援として千葉県船橋社保の窓口支援をしたり、社会保険業務センターでの再裁定支援のため出向したりしました。 再裁定支援で感じたことですが、再裁定にかかる時効特例給付は割り切り早いようですが、新規裁定(0230や0520等旧法)にかかる時効特例給付は遅いため、お客様から苦情がくることがあります。窓口での説明にも苦慮しますので再裁定と同じサイクルでの処理をしていただけることが、サービス向上につながるんじゃないでしょうか。
11724	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	今のまま、特別便や申立の回答をしていく一方で、社会保険庁の持っている記録を突合していくしかないと考えます。	ちゃんと保険料を支払いしている人には大変申し訳ないと思っています。 国民年金保険料の漏れについては、だいぶ前から本人の領収書や検認印での記録漏れの申立があったので、国民年金保険料の漏れについては存在を知っていました。	申立だけではなくそれ以外の期間についても、しっかりと記録漏れがないか調査を行ってく。
11725	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	統合されていない記録について一件一件地道に確認をしていくしか無いと考えます。	原因はどうあれ本人の記録に統合されていないのが事実であるため、早急に解決すべき問題だと認識しています。 年金記録問題については平成15年より厚生年金の期間調査業務に従事するようになり、年金記録が漏れている方が多くいるのだ知りました。	ねんきん特別便の窓口担当になり、半年以上窓口でお客様を対応しましたが、一件でも多く本人の記録として登録できるよう努力しました。 この問題の原因のひとつとして一人の人間に対していくつもの年金番号が払い出されていることがあげられます。平成9年に基礎年金番号が導入されたがその際に徹底的に調査確認をしていればここまで大きな問題になっていなかったと考えます。
11726	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	特にわかりません。	3年前ですが、そのとき医療係在籍にて対応がわかりませんでした。	特にわかりません。
11727	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません		国民年金と厚生年金の制度が別になっていて、番号がそれぞれになっていたため起きた問題で、コンピュウターがなっかたためのも原因だとおもいます。 古い記録で紙で保管していたため、棄損したりしたため記録が消えてしまっている。 被保険者本人が生年月日を間違えてとどけたりしてしまったため この問題を知ったのは、平成9年の基礎年金番号導入された時点	お客様が他に番号をお持ちのようなのがわかった場合は統合するようにしています。 紙の台帳を早くコンピューターに入力しなっかたためと、年金の内容を国民にたびたび広報を滞ったためだとおもいます。
11728	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	特にありません。	主に国民生活安定のため、中報的な役割を果たしている厚生年金保険・国民年金制度において、所轄官庁である社会保険庁を信用し、真面目に納付してくださいました方々に対しまして背信行為をしてしまったこと。 単的に言いますと、年金記録問題とは一番大事な顧客の信用を失ってしまったことと、後の年金制度の担い手となるべき方々へのイメージダウンと言う言葉では生易しい印象を持たせてしまったという認識をしています。 問題の存在自体は国民年金被保険者記録を反切りに健康保険・厚生年金保険被保険者記録のオンライン化が終了した頃だと思います。	上記の認識に立ち、失った信用や公的年金への悪いイメージを拭い去るには、相応の覚悟が必要であり、この問題がピークに達していた平成19年度よりも現在は穏やかさを装っているが、依然として事業所・被保険者・年金受給者等のお客様は「年金は信用できない」と言うのが根本的な意識であると思っています。 私個人といたしましては、今与えられた業務の中で自分が出来る範囲のことはあらゆる得た知識を振り絞ってお客様のために「何が出来るか」を念頭に置き、責任を持ち、素早く事柄に対処することと、この年金問題の根幹は、色々な要件が重なり表面化したものであるが、仕事(事業)の進め方と認識が安易であったと反省しております。 今後はお客様のために誠実に業務を行って行くことによって、時間はかかりますが、心離れたお客様を取り戻すことが出来るものと思います。
11729	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	被保険者自身の記憶は、あいまいなものであり、また、年金を加入して保険料が控除されているとの意識があまりにも低すぎた点もあり、100%解決はありえないものであること、そして、すでに故人となっている方も存在することから、現時点で保険者がやれるべきものの方針は取られているため、これ以上のものは考えられない。	被保険者の意識が低すぎたこと、及びオンライン化に向けての本人への確認を行わずして、記録登録等をしたことが大きな原因と考えている。 また、氏名、生年月日等が事業所の責任において行われていたことも大きな要素といえる。 したがって、しいて言えばオンライン化の時期と考える。	被保険者の申立てについては、謙虚に受け止めできるだけ時間をかけて対応(調査)するも、企事業所が適用されているわけでもないし、正式な事業所名称が事業所側から被保険者に周知されたいないことがかなり見受けられた。 そして、保険者においても過去の事業所の変遷を知る者がいなくなっていることも考えられる。
11730	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	特になし	特になし	特になし
11731	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特に無し	短期期間で一斉に確認通知等を送付するのでなく段階的に経験豊富な職員、OBを活用すべき。	オンラインによる事務処理・年金相談等がスタート時から、氏名・生年月日・性別・事業所記号等の入力漏れ、不一致があり時間を要した。	厚生年金被保険者記号番号払い出し簿とオンラインとの照合を行い記録補正を行い全県で記録補正を実施したが完全出なかった。又全国同様であったが問題意識の共有まで発展させることが出来なかった。
11732	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	上記がないので、記載すべきことがありません。	手番保有者が存在し、基礎番に統合されていない事が、一番の年金問題だと認識していました。年金問題と世間一般的に言われる前からです。	年金裁定時、本人記録に漏れやあやまりがないか、十分確認してからの裁定処理をするように心掛けました。受給年齢になるまで、確認行為ができないことが、問題となったと思います。
11733	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知りません。	地道に一つずつ解決していくしかないと思っています。	社会保険庁のみの責任ではなく、当時の被保険者や事業主、市区町村等、国全体の問題であると認識していました。	やはり、一つずつ解決していくしかないと考えていました。 反省点としては、時間がかかりすぎる点だと思いますが、仕方がない面もあるのかと思います。
11734	地方庁	その他(社会保険事務所)	1昨年、氏名、生年月日が登録されていない「厚年の手帳番号」の補正作業を行ったが、登録されている事業所記録に、別人の記録が収録されているケースが多数あった。 これは、例えば通帳の口座に、他人の預金が入ってしまうと同じ、重大な事故ではないかと思える。 あることないこと、社保庁のことをたたくマスコミが、このことが報道されないのが不思議ともいえる。	まず、過去の業務の実態を洗いざらし、OBからの聴取を求め、検証し、 責任を明らかにすることから、はじまると思います。 現職への過度の重圧を改め、過去の誤りを、未来に生かし、前向きに業務に取り組めるよう環境をつくるべきと思います。	S61.62年頃、厚年記録の事故リストの補正作業を行ったことがありましたが、オンラインへの記録の収録は、事故が多いと感じていました。 事故リスト補正業務も、平成になり、なぜなくしてしまったのか不思議です。 「後は野となれ山となれ」という、投げやりな、当時の社会保険庁全体の姿勢も、検証すべきです。	後は野となれ山となれ」という、投げやりな、当時の社会保険庁全体の姿勢も、さらに検証し、反省につなげ、年金機構の業務に生かすべきだと思います。
11735	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録問題について、解決するのは、困難である。	マスコミで公に、なった頃から、重要な問題だと認識し始めました。	何もできなかつた。ただ窓口や電話等の対応におわれてました。記録問題について、もっと早目に取り組めば、よかったと思う。
11736	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	特にこれといった打開策は思い浮かびませんが、職員をふくめ多くの人員で対応しなければ、解決は困難であると思います。	年金手帳番号の重複取消の作業の存在を知ったときに一人の方に対して何冊も手帳を持っているケースが多くあると聞き、問題であると認識しました。 そのような状況について認識したのは、入庁して2年目の平成9年ころだったと思います。	お客さまの記憶をもとに年金記録の調査を行い、早期の記録回復に努める必要があると思いました。
11737	地方庁	その他(社会保険事務所)				
11738	地方庁	社会保険事務所課長級以上	得になし	現在の政府の方法で行うしかないが、まちがいは紙台帳とコンピューター記録だけでなく紙台帳の切り替え(特に国民年金)でも発生しており、市町村の国民年金記録との突合でも完全とはいいがたい。特殊記録台帳のみマイクロ化し普通記録台帳を保管していないのが残念である。	昭和62、63年頃、国民年金の紙台帳を特殊記録台帳のみマイクロ化し、普通記録台帳を廃棄しようとしたとき。当時、実務していて記録の誤りが若干あることは認識していた。	上司に紙台帳保管の必要性話したが、長崎だけ庁の方針に反することはできないと聞きいれなかった。
11739	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	人員を増員し、専属の職員を充てる。		お客様のお話を、十分にお聞きし調べられる範囲で時間をかけて調査しました。 長期間にわたり、職員一人ひとりの記録管理に対する意識の欠如があったと思います。
11740	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	年金記録問題検証委員会の報告書を厳格に運用する。	マスコミ報道のとおり、記録の誤りを漠然と認識していた。マスコミ報道により詳しく知った。	引き続き法令にそって事務処理する。反省点も年金記録問題検証委員会報告書のとおり。
11741	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特別便および定期便による調査を継続して行うこと。	基礎年金番号制度導入後に相当年数が経過したのに、未統合の手番が多数存在することが報道されるようになって、個人の手続きもれという面だけではなく、記録を管理する側にも、もっと積極的にアプローチをする責任があったのではないかと思う。	個人レベルでできることは限られるが、年金相談の際には、年金手帳の確認や職歴の確認を積極的に行った。特に被保険者記録照会回答票に記載されていない事業所で、申し立てがある事案については、可能な限りその場で調査し、手番を統合処理するようになった。従来は、申し立てがなければ、調査しなかったし、被保険者記録自体の情報開示も極めて不十分であったと思う。
11742	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	ベテラン職員による質の高い調査。 流れ作業的な現在の方法では同じ調査依頼が何度も来る。 回答済事跡の整備。 回答事跡が整備されていないため同じ調査依頼が何度も来る。 紙台帳とオンラインデータの早期突合	採用されてから直ぐに。 厚年適用の窓口では手番未記入が日常的であり、その都度新番を払い出していたため未統合が相当数あると考えた。	事業所担当者に手番の確認を求めるようにした。しかし、「無いものはない」などと言った返答で新番を取らざるを得なかった。
11743	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	特に思い当たりません。	再就職するときに年金手帳が見つからず、新たに年金手帳を交付したため、何冊も持つこととなり生じた問題と認識していました。 特別便が発行され、記録に不備が多くあることも知りました。	窓口に来所の際、氏名検索を行って確認してきました。 記録の統合を最終的には年金請求時に行えばよいと思っていました。
11744	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	ひとつ、ひとつ地道に処理するしかないと思います。	年金相談等で、同姓同名、同生年月日の別人がいることが、わかっていましたが、これほどの数がいるとは、報道で知りました。	相談等で、お客様の記録として、結びつくように対応しています。WM上の記録に間違いはないと思い込んでいました。
11745	地方庁	その他(社会保険事務所)		。	自分が先輩から聞いてきた方法(手番をいくつか持っている人は、年金の請求時にまとめられれば良い)では、結果として、機能していなかったこと、記録の管理方法、職員の意識の持ち方、等々、色々問題・原因となることは、ありますが、組織全体の問題だと思いました。ただ、現場の職員は、日々の仕事に追われ、未統合の記録が5000万件もあるなどということは、まったく認識できていなかったと思います。そういった意味では、組織のトップ(事業計画をたて、いま一番に何をすべきかの方向性を打ち出す側の人)に問題があったのでは。同じ組織で働いてきた人間として、「自分には責任はない」などというつもりは、全くありませんが。	兎に角、いま、自分選にできる精一杯のことをすることしかできなかったので、そうしてきたつもりです。
11746	地方庁	その他(社会保険事務所)	平成20年3月から任期付任用職員として勤務しております。勤務経験も浅く、特に知られていない問題に通じていません。 以下、任期付任用職員としての回答になります。	コンプライアンスの徹底を図ることが肝要と存じます。また、信頼回復のため、ねんきん定期便等を通じて年金についての理解を深めていただくことにつとめる。	年金記録問題は、①長年にわたって放置されきた課題であり、②現場においてコンプライアンスが徹底されいなかったことに起因するもの。私自身、報道等により知るまで特に問題意識はありませんでした。	コンプライアンス意識が充分ではなかったのでは」ないか。
11747	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。	特になし。	社会保険庁の体質的な問題として認識していました。はっきりと意識するようになったのはマスコミで大きく取り上げられてから。	基礎年金番号を確認の上、適切な記録管理を行うよう努めた。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11748	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に承知していません。	年金制度そのものの信頼を取り戻すことが重要であり、年金制度をわかりやすくする必要がある。制度が複雑すぎるために、国民に理解も得られないし、事務処理ミスに繋がるケースもある。国民の信頼を回復することは容易ではないが、職員個々がレベルをあげ、サービス向上も含めて国民に信頼される組織を構築することが非常に重要。 現在の年金記録の照会に対応するためには、様々なソフト開発による検索方法を改善する必要がある。 また、進捗管理、報告に時間がかかりすぎるため、諸報告に連動した受付管理簿をソフト開発し、進捗、報告管理を一元的に行う。 とにかく速やかに一回正規な状態にすることが重要。そのためには年金記録問題に携わる職員を大幅に増員する必要があるが、実際には定員が削減され、事務量に追いつけていないのが現状である。	一人の被保険者が複数の年金手帳番号を持っていると は承知していましたが、裁定請求時に全ての記録を確認するため、ほとんどもれることはないとの認識でした。 そのため、問題意識を持ったのは報道等がされてからです。	(8)のとおり、対応していません。 平成9年に基礎年金番号制度が導入されましたが、記録を統合しなければいけないという意識が欠落していました。 また、社会保険オンラインシステム導入前の記録についてはもちろんですが、一人の人が複数の番号を持つことが前提に運用されており、制度の運用について問題があったと思います。
11749	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	根気よくお客様に記録を確認させて頂く事とお客様の申し立ての内容が合理的に考えて正しいと思われるものについては、認めることだと思います。 今、やっていることを時間をかけても地道に実行していく事が問題の解決につながると思います。	3年位前にマスコミの報道で知りました。あまりに一方的な報道で残念だと感じました。	お客様に年金記録を確認して頂くという視点が欠けていたと思います。今後は毎年、年金定期便をお送りして、確認して頂くことによって、こういった問題は減少していくと思います。
11750	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		システムの不備。加入者本人が、簡易に自分の年金記録を確認できれば起こらない問題と考えます。データ管理が機械化される前の時代のものは、システム自体存在しない。 機械化される前の記録の不備はある程度仕方の無いものと思っていた。機械化されたあとのものは、基本的に間違いが無く、お客様の記憶違いがほとんどだと思っていた。	社会保険庁の方が間違うこともあるという意識をもっと持つべきだった。社会保険庁、お客様双方向のチェックが必要だとおもう。自分の年金記録がもっと身近なものとなれば、お客様からのチェックも厳しくなるし、納め忘れなど故意によらない未納も少しは減るのではないかと思う。
11751	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	有効な解決策は思いつきません	平成17年ごろより基礎年金番号に未統合の記録が多くあることは認識していたが、裁定時主義による事務処理より問題はないと認識していた。	個人としてはどうすることもできなかった。年金制度は賦課方式により運営されており、過去に支払われた保険料はその時代の年金受給者に支払われているのであるから、相互扶助の観点から、過去の年金記録の多少の不備はやむを得ないことと考えていたかもしれません。そのような考え方は改めるべきであったと思います。
11752	地方庁	社会保険事務所長	しらない	回答なし	回答なし	回答なし
11753	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	特にありません。	直接携わってはいないですが、人間がやるんで間違いはあると思う。 存在を知ったのは、3年ぐらい前です。	自分が与えられたことを確実に1つ1つやって行く。
11754	地方庁	その他(社会保険事務所)				
11755	地方庁	その他(社会保険事務所)			新聞報道等で問題となるまで重大な事と認識していなかった。	重大な問題と認識した後は、窓口にてお客様に記録確認の上、記録統合する際も慎重に聞き取りをし本人の記録に早急に反映するよう努めた。また、反省点としては、納付していただいた保険料を将来年金として正確に支給するという意識が結果的に低かったのかなと思う。
11756	地方庁	その他(社会保険事務所)	現時点において、私自身が世間一般に知られている事象について全て把握しているかは定かではありませんが。特段特異なものを把握しているわけではありませんのそのような問題についてはないかと思います。	現段階でも調査及び補正をしているかと思いますが。今できるという意味では現在業務処理上の流れは組めているものと考えます。早期解決というであれば、記録補正時の簡略化等による対応が考えられますが、整合性とスピードが相反する部分もあり、何ともいいがたい部分であると考えます。現場にいるものとしては、決定された方向性の中でできるかぎり早く、効率的に業務に勤めたいと考えます。	入社時(平成7年)より、期間調査という事業を行なっていたことは知っています。その中でも決していい加減に調査を行なっていたわけではなく、現段階の問題が、記録の不整備や台帳そのものに問題があったと認識したのは、年金問題発生時と考えます。	上記にも記載しましたが、期間調査時において決していい加減に処理をしたことはありません。しかしながら、帳簿の状態が悪いと感じたこともあり、現時点として考えれば、組織としてそのような点に改善ができていればと考えます。
11757	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	残り一件まで徹底的に調査する。担当であるとかそうでないに関係なく全員の問題としてとらえる。係りでノルマをつくり、書類を振り分け責任をもって最初から最後まで被保険者、受給者の立場にたって調査、回答する。	ぜったいに、見過ごしてはいけない問題。ただ、量の多さ、管理のずさんさには驚きました。だからこそ、死ぬ気で取り組むべきと強く感じました。 知ったのは、平成16年ごろで、恥ずかしながらおそかったです。	共同事務センターの記録調査担当の係に配属のときはオンライン調査、紙媒体の名簿調査はもちろん、回答票作成、記録補正など真剣におこないました。また、事務所からの応援体制を指揮し、名簿倉庫で何日も被保険者記録探索業務に従事しました。 反省点は、やはり紙媒体から、オンラインへ移行するときのずさんな管理、何年後かに年金問題が大変なことになるという職員の危機感の薄さだと思います。
11758	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。			
11759	地方庁	社会保険事務所課長級以上			年金制度が複雑である為問題が山積している。	学校での年金教育が必要である。
11760	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	名簿・原票の電子化をすすめる。	オンライン導入後の採用なので、このような問題がでてくるとは認識していなかった。	記録管理について徹底すること。
11761	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	現在の問題以外は存じ上げません。	過去の記録を探すのは、やはりベテランでないと容易ではないと思われます。アルバイトで出来る事は限りがありますので、OBの活用などが必要と思われます。	認識していませんでした。 平成18年の報道がされた頃です。	正確な年金支給がされていない方に対しては、一日も早く記録の確認をし正しい年金を受け取っていただきたいと思いました。そのため、平日の延長相談や休日の開庁に対応しました。 いつでも自分の記録を確認できる体制の確立が必要と思慮します。
11762	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。			
11763	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	今までのやり方を地道にやっていくしかないと思います。	コンピューターの記録に名前や生年月日が入ってない記録があることは知っていた。しかし被保険者が期間照会や年金を請求するときに解決できると思っていた。	特に何も対応していなかった。 基礎年金番号設定時に、今回の特別便のような年金加入記録を順次送付しておけばよかったと思います。
11764	地方庁	その他(社会保険事務所)	1 年金記録補正に伴い、支払不足分は事項を撤廃してすべて支払うことに対して、過払い分に対しては時効撤廃せず5年の返納ですむこと。 時効特例法で定まっているとはいえ、まじめに手続きをしてきた人と比べ、手続きをしてこなかった人が損をしている現状。 2 傷者加給年金について所得確認をしているが、加給年金受給以降に所得制限以上の収入があるにも関わらず受給できていること。 3 度重なる制度改正について、現場職員が制度を理解していなかった。	1 法的公平性を保つため、年金給付制度全般において、時効を撤廃すること 2 加給年金制度の廃止 3 制度を恒久的なものにし、現場職員はもとより、国民全員が理解できる制度にすること。(特例など作らない)	過去の時代における年金制度の大切さ・年金手帳の重要さを、社会保険庁及び政府と国民全員の認識不足。 厚生年金適用化に在籍していた平成5年ころ。厚生年金の資格取得時において、年金手帳を持っていると思われる者に連絡をとって確認しても、手帳なし、厚生年金かけたことがないとの回答が多数占めていた。 マスコミのかっこうの餌	被保険者についてその都度、制度説明をしてきたつもりでいる。 反省点として、社会保険庁、政府が国民に理解を得ずに制度改正をおこなって、複雑な年金制度をさらに複雑にしてしまった。 年金問題については、社会保険庁職員全員の年金に対する考えの甘さ、以前から言われている3階構造による地方現場職員の制度の理解不足以上に庁幹部の現場経験不足による制度設計。
11765	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	国民のご協力を頂いて、人、物、金を集中的に投入して、一人一人解決していくしかないと思います。	適用課で記録補正を担当していた時に、少しおかしいと感じていました。	国民の皆様に情報をオープンにして、ご協力を仰ぎつつ、一人一人積み重ねていくしかないと思います。
11766	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	必要な人員を投入して、全庁体制であたるしかない、と思います。		反省点として、記録の不備を裁定請求時にすればいい、という後回しの感度が問題を大きくしたと思われます。
11767	地方庁	その他(社会保険事務所)				
11768	地方庁	その他(社会保険事務所)			大変重大な問題と認識しました。	記録整備を慎重に行うように努めました。 記録整備に取り組む機会が少なかったので十分な力量を身につけることができなかった。
11769	地方庁	その他(社会保険事務所)		地道に、且つ効率的、スピーディーに国をあげて取り組む。	この件についてはコンピューター、オンラインシステム導入以前、組織としていい加減であったと思いました。また、同じくオンライン導入以前に在籍していた職員の中でいい加減な仕事をしていた者がいた。 しかし、現職の職員で対応していかねばならない困難な問題であると認識していた。 知ったのは問題発覚後です。	前向きに積極的に組織の問題として対応しようとしました。 まず、オンライン導入以前、もっと以前から組織としてきっちりとした体質を取れていなかった点。 オンライン導入以前に在籍していた職員の中にいい加減な者が多数いた点。また、それを是正できなかった組織。 オンライン導入後においても、組織の上部で問題視していなかった、見過ごしていた点。
11770	地方庁	その他(社会保険事務所)			私は、平成21年2月より、入庁し調査課に配属され、さまざまな記録を調べてきました。入庁前より、認識しておりました。	年金記録の確保に努め、私は、調査課にて、年金記録確認第三者委員会への申立てに関する関係事業所等への調査依頼をし、少しでも記録の判明に努めたいと思っています。 ご本人さん自身が、自分の加入記録について、少しでも認識を持っていただきたいです。
11771	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現状の特別便での調査を早くやり終えなければならない。	古いデータがコンピューターに入りきってない不完全な状態であると知ったのは、初めて事務所適用課に配属された平成4年ごろ。	被保険者から照会がないと動けない状態でしたので、どのような対応も出来ませんでした。 コンピューター導入時、あるいは基礎年金番号導入時に記録整備に取り掛かっていればよかったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11772	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	現在まで明らかになっている問題以外では、思いつくものはありません。	対象者が高齢となっており、時間的猶予があまりないことは分かるが、社会保険の業務のあり方が一番大きな問題とはいえ、それに会社担当者の知識不足(社保の周知不足といわれるかも知れないが)、個人の認識不足(私の採用された頃にも、どんなに親切に説明しようとしても聞こうとしない方が非常に多かった。)、自治体、金融機関等のミスなどが絡み合って、どこに原因があるのか分からない状況になっていると考えます。 原因がはっきりしていれば対応策も検討の余地があるやも知れませんが、現時点では地道に一つ一つ記録をつなげていくことが一番の方法ではないかと感じています。	年金記録問題についても多くの問題点が出されていますが、いわゆる不適正な取扱について認識をしたのは、問題が明らかになってからです。 年金記録に多くの不備がある点については、自身が適用関係の業務に配属されていたとき(約30年前)に被保険者名簿に漏れや、誤りのあることを認識していましたが、本人が自分の職歴を分からないという認識はなく、年金請求時に整理されるものと思っていましたので、特段順次調査修正を加える必要性は感じていませんでした。	平成18年9月より事務所長として勤務しておりましたので、記録を確認にこられるお客様に対し、速やかに確実に記録を明らかにできるよう事務所の体制を整えることに全力を傾けました。結果としてなかなか思うような体制に持っていくことはできませんでしたが、今考えれば出だしの混乱期に各職員に充分な準備ができないままスタートを切ってしまったことが残念でなりません。当初の混乱に職員が適切に対応する土台ができていないことが、その後の進捗に大きな悪影響を及ぼしてしまいました。 また、この記録問題については自分自身の30年余の勤務において反省すべき点として、小さな社会保険という自分の職場の中の目線で業務をしてきたことが上げられると感じています。(8)でも述べましたが学校を卒業して就職し社会保険という職場だけで過ごしていると、倒産、解雇等の状況により転職をするということが感覚として感じられず、自分の記録が自分で思い出せないなどということが理解できないまま、そうした方々の記録を管理する業務に携わっていましたので、無意識に記録の不備や、ミスに鈍感になっていたのでは無いかと考えます。 そういう意味ではまさにお客様の目線でものを考え、業務にあたるという姿勢が決定的に欠落していたことを反省し、お客様の立場でものを考え、業務のあり方を構築することが必要であると
11773	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道されている以外は知りません	現状況において一丸となって裁定処理進めているので、迅速に処理して国民の皆様に誠意をみせるしかないと思っています。	最初の"消えた5,000万件"が報道されたとき、推進員として活動しているときでした。でも本当に消えた訳ではないので、旧姓を統合されていない方や昔の事務処理の段階で名前や生年月日等の移し違えと説明して納得いただいていました。	誠意を持って今与えられている仕事、裁定処理を的確、迅速に行っていくことだと考えています。国民年金保険料の着服や標準報酬額の改ざんなどが発覚したときは、ショックでしたが、すべてが社保庁だけの責任ばかりでないと思いますし、今後の国民に対しての対応をきちんとして信頼回復することだと思います。
11774	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		年金の受給権にかかわる重要な問題と認識しておりました。 平成19年初めごろ。	被保険者記録については、慎重に注意を払って対応しました。 被保険者資格の取得、再取得の際には前歴等をよく確認し、もう少し慎重に 年金手帳の発行を行うべきでした。 現在行われている定期便のようなものが制度発足当初より行われていたら、よかったと考えま
11775	地方庁	社会保険事務所課長級以上			期間調査願とは別に重複取消届が必要であったり、事務手続きが難解だった。	相談のときに氏名索引をしてご本人の記録については届けをだして頂きその場で登録した。
11776	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	一件一件調査を行い、時間をかけてでも件数を少なくする。	平成11年度に厚年適用課に在籍時、ファイル補正239の処理をしていた時に、旧台帳を見て、基礎番号に統合されていない記録があると知った。	当時の上司からは、年金は申請主義だから、年金請求の際に聞き取り調査をし手番を統合していけば良いと教えられた気がする。 現時点からみれば、その当時から記録統合の処理を集中して行っていれば、年金記録問題は現在のような状況になってなかったと思う。
11777	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成13年採用当時から、年金給付業務や国民年金業務に携わるにあたり未統合手番を有する者が多数存在し、業務に支障が出ていることは認識していた。 しかしながら、オンラインにすら登録されていない番号があることや、登録されていても著しく不完全な記録でしかないものが存在していることは知らなかった。	国民年金担当時には、未統合の国年手番において住所が登録されていないものや納付記録が変換されていないものについては、特に頼まれたわけでもないが、マイクロ台帳と照合して補正を行い、将来実施するであろう記録統合が円滑に進むように備えていたが、保険料収納対策に重点をおくようになってからは、あまりそういったことは積極的にしなくなったと思う。 また、電話相談にせよ窓口相談にせよ、被保険者等から相談を受けた際には未統合手番を有していないか必ず氏名検索により確認し、有すると思われる場合は、本人に聞き取り確認のうえ、届出勧奨を行った。 しかしながら、当時は社保サイドから提供できる情報量が少なく、本人から覚えがないと言われればそれまでであったし、また、覚えがあった場合でも、統合には本人からの届出を待たなければならなかった。特に、厚年加入者の場合は事業所を通じての届出ということもあり、勧奨後届出がされないことがほとんどだったのではないかと思われる。 そういった意味で、未統合手番が存在するのはやむを得ないにせよ、「悪しき届出主義」とも呼べる仕組みがあったからこそ、ここまで問題が大きくなったと考えている。
11778	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特には知りません。オンラインになる前の紙の記録が損字あるいは解読不能等でオンラインと異なることがある程度の認識はありましたが社会保険庁は当然把握していたと思います。	社会保険庁側だけの記録の見直しでは全部解決することは不可能で、特別便等も本人が正確な回答をしない限り不可能でしょう。被保険者側も生年月日を偽ったりしている事実があり、納付していないものも納付していたと申告している状況です。 第三者委員会も言っては失礼だとは思いますが、知識のない人が多々居ると思います。 知識に精通して現状も把握している人が指揮をとらなければ社会保険事務所の職員の努力だけでは絶対に解決しません。	起こるべくして起こった問題だと認識しています。存在を知った時期は正確にはわかりません。	大きく問題化した時点で国民年金業務課におりましたので、持てる知識で国民年金の納付記録の照会に対処しました。精一杯やりましたので、反省点はありません。
11779	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現行の施策でよいと思います。	大変重要な問題であると認識していました。平成19年5月頃にこの問題があると知りました。	調査課に配属されていましたので、照会申出や確認申立の調査や進達を担当しておりました。ご本人様にご自身の年金記録を特別便や定期便の形で早期に情報提供するべきであったと思
11780	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金請求時に職歴の確認をする為、取り急ぐ必要はないと教わった覚えがある。 また、この問題が発生するまで、"問題"と考えたことはなかった。	一刻でも早くお客様の記録を確認し正常に戻すこと。それ以外にないと思った。 反省点としては、当時問題意識として捕らえていなかったこと。また、お客様の加入記録である以上、お客様が好きなときに記録が確認できるようなシステムが存在していたら、このようなことがなかったと思う。
11781	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません		過去に行われた無責任な事務処理であることが問題だと思いました。そのことを知ったのは、年金記録問題が始まった時です。	被保険者・受給者に対して、不利益が生じた事実を説明しながら、年金制度への理解を訴えました。 前長官が「現場に解あり」と話していましたが、現場の意見に耳を傾けて対応する姿勢をいつも
11782	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	特にございません。	行政を運営していく上で、年金記録を管理する技術や手法の未発達。 平成15年に年金給付課に配属された折、社会保険庁が管理する国民年金記録と、市町村役場が管理する国民年金記録に相違があり、納付記録や免除記録が社会保険庁の管理する国民年金記録から漏れていました。	社会保険事務所職員・市町村役場職員・適用事業所担当のヒューマンエラーが介在したり、市町村役場から社会保険事務所への納付記録の伝達に使われた磁気媒体作成のエラーあったり、適用事業所が使用しているソフトが不完全な標準報酬の管理しかできない等の理由により、実態に即してみると、社会保険庁の管理する年金記録に誤りがあるかもしれないという前提にたって、お客様の申し立てを十分に聴取し、お客様の申し立て内容と社会保険庁の管理する年金記録が異なる場合は、調査の上、誤りがあったら年金記録を補正しました。 ヒューマンエラーの発生を0パーセントにすることは非常に困難ですし、社会保険事務所・市町村役場・適用事業所が使用するオンラインシステムやソフトに欠陥があったと考えますので、自らの年金記録をお客様自身が点検できる機会が定期的に必要であったと考えます。 その点、年金手帳に検認を行う昔の国民年金手帳は、良いものであったと思います。 また、現在の年金定期便も非常に良いものだと考えます。
11783	地方庁	その他(社会保険事務局)	厚生年金記録の中で、4種保険料を納めていた方が厚年受給満了時点で資格喪失とすべき所を、そのまま厚生年金記録として残しており、かつ裁定がされているケースがある。	厚生年金記録が判明した際に、厚年満了時点での資格喪失が正しいかどうかも必ず確認することが必要。また、システム上も厚年記録の統合処理の際にエラーメッセージ等で警告を促す必要があると思います。	正しい裁定が行われず、誤った年金支給となるので、正しい記録で正しい裁定を進める必要があると考えました。問題が分かった時期は平成18年頃だったと思います。	年金裁定について、4種期間のある厚生年金記録については、厚年受給満了時点を確認し、裁定をすすめることとしました。
11784	地方庁	その他(社会保険事務所)	照会があった年金記録の調査について、記録がみつかれば問題ないが、調査する側の知識および経験が必要である。記録なしと回答した例でも別人が調査すると見つかる可能性がある。	どのように調査していけばいいのかは個人次第。また深く調査する方法も知らない場合もある。 調査方法の手法について研修等行ない人材育成が必要。	平成11年当時から問題は認識していた。基礎年金となり未統合の記録が多い事を感じていた。	資格取得届を処理する際に添付された年金手帳から未統合が判明した場合は随時統合処理を行ってきた。
11785	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	全員の協力が必要だと思います。	将来の年金額にかかわる重大な問題であると認識していました。知ったのは平成19年頃です。	来所されたお客様には記録に結びつく手がかりがないか、見落としはないか慎重に丁寧に調査し対応を心がけました。時間がかかりすぎてしまったことが反省点だと思います。
11786	地方庁	その他(社会保険事務所)		現行どおり1件ごとに確認を行い、確認取れない場合は第3者委員会の検討に委ねる。経験者の増員が必要。	氏名検索が行えるようになってから、別手番の統合がこちらから声掛けできるようになった。しかし、カセットが開いてなく確認が取れなかったケースがあったと思う。	年金窓口業務が多いので、来訪者の氏名検索を旧姓を含め行っている。
11787	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にないです。	何をもって解決なのかわからないが、時間をかけてでも出来ることを地道にやっていくしかないのでは。	発覚後に知った迷惑な問題。親の責任を子供に背負わすな。しかしながら当時の時代背景やコンピュータ管理ができなかった時代のことを考えると難しいとは思う。一方的に社会保険庁ばかりが悪いように言われることに納得できない。	組織の問題なので仕方ない。解決に向けて頑張るしかない。一度対応したケースを何度も対応しないようにお願いしたい。
11788	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	全ての被保険者、受給権者の年金記録の点検が必要と思います。 既に「ねんきん特別便・ねんきん定期便」で実施されていますが、未回答者に対し粘り強い広報等が必要と思います。	正しい記録に訂正し、被保険者、受給権者にその旨通絡を行い、年金の差額を速やかにお支払いすべきであると認識していました。 マスコミ発表で始めて知りました。	お客様に対し精神誠意を持って対応することと思います。 名簿等からコンピューターにデータを移した時に完全にチェックをしなかったことと過去記録の整理等が不充分だったと思います。
11789	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	一つ一つ誠意をもって対応する。	このような問題になるとは思わなかった。 年金問題と騒がれるようになってわかった。	一つ一つ誠意を持って対応すること。 反省点は、手番の記録統合事務を積極的に行わなかったこと。
11790	地方庁	その他(社会保険事務所)	確かに旧台帳の不整備さや、旧姓とリンクしていないなどシステムの不具合もあったために、宙に浮いた年金があれだけ生まれたと思いますが、この件に関して国民が自分も記録が消えたとここぞとばかりに申し出をし、乗っかるのは如何なものか？ 記録の覗き見にしても、自分で見た人は論外だが、カードを勝手に使われた人が次の職場に移行できないのは、納得しがたい。 本当に職場に残るべき人が去り、怠慢な職員が居座り続ける現状に、モチベーションは下がる一方です。 政治の中に年金問題が利用されて、翻弄され、マスコミにも国民が踊らされている。	システムの改善 処分者の精査のやり直し 政治との切り離し 真の国民を第一にサービスを アルバイトの補充だけで、専門技術を持つ職員が、どんどん減らされ、窓口の対応や入力処理にも支障をきたしています。 定員増と適切な予算措置が必要です。	新採当時にはじめて適用課に配属されたときに、名簿の汚さ、判読のしにくさ、コンピューター上との不一致の多さに驚き、いつか大変なことになると思っていました。	
11791	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	記録の判明、調査について引き続き取り組んでいく	未統合の記録の存在は、基礎導入ごろから認識した。 件数がどの程度か想像もつかなかったので、こののような事態になるとは思ってもなかった。	一人でも多くの年金記録を適正に収録・管理し、国民の信頼が得られる年金制度の回復を目指して今まで以上に取り組んでいく。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11792	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	国民の方々からの信頼を回復するためには、年金記録問題の解決が最優先課題だと思います。現在は、多くの資金職員を雇用し、記録問題の対応を行っているが、記録に関しての知識を有していないため、思うように進んでいないのが現状である。やはり、経験と知識を有した職員が、集中的に記録問題に対応することが不可欠だと思います。また、記録問題と併行して社会保険の全ての事業を行っていく事は不可能だと思われ、事業を止める事はできないにして、ある程度優先順位をつけて事業を進めていくべきだと思います。	職員に問題があったかもしれないが、最大の原因は記録の管理の方法に問題があったと思われます。当時は、制度の違い及び、会社を変わる度に新たな年金番号が払い出されており、その事が今回のような事態に陥った原因と思われます。年金制度発足時より、一人一番号という事を被保険者の方々に認識させておくべき必要があったと思われます。 記録問題を認識したのは、平成19年に、宙に浮いた未統合手番5000万件という報道がされた時です。これだけの未統合手番が存在しているとは現場の職員は、おそらく全く認識していなかったと思います。	窓口にてお客様を対応する場合は、現在基礎年金番号に管理されている記録をご本人に確認してもらい、欠落している記録がないか必ず確認をとるようにしている。オンラインの氏名検索の際は、現在の氏名、旧姓は必ず確認し、考えられる氏名の読み方については確認するようにしている。 厚生年金・国民年金の記録を紙台帳から、オンライン化した際に、システム的に可能であったのであれば、皆様にお送りした特別便のように確認をさせる必要があったと思います。少なくとも平成9年の基礎年金番号導入時に、特別便・定期便的なものをお送りし、現在管理されている記録
11793	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	未統合の5千万件の原因については、社会保険オンラインシステム稼動前については、ご本人の資格取得届に年金手帳を添付または再交付申請書を添付していただかないと、未統合の年金番号が発生するわけですが、マスコミの報道はいきなり杜撰な管理、と非難しており、あたかも我々に全て落ち度があるかの印象を与えていると思います。 この原因は、大部分が、失礼ですがご本人様の手続き不備と言わざるを得ません。	まず、未統合の年金番号の調査については、国民の皆様が納付されてきた大切な記録ですから、全件解決を目標にすることは当然なことです。 これまで、私自身もご本人に電話し、あるいは訪問して記録解決に努めてまいりましたが、人手が必要な仕事であり、臨時職員を雇用しても、その方々を指導する正職員の人手が不十分であり、また電話や訪問業務は臨時職員では困難となっています。 したがって、専任の正職員の増員および電話や訪問も可能な元社会保険職員を雇用して、少しでも早い解決をすべきと考えます。 また、絶対に未統合が解消されないケースがあります。 それは、厚生年金第4種被保険者の資格取得前の、過去の厚生年金記録が判明した場合に、現在受けている年金額が減額となられる方がいます。 このような方には、確認前に年金額が減額することを説明すると、ほとんどの方が、「自分の厚生年金記録ではない。」と回答されます。ご本人のものであっても、お申出がなければ統合できないため、未統合として残ってしまいます。 このようなケースは、特例法を作るなどして、年金額が減額とならないように措置していただくと、この問題は解決します。	国民年金の納付記録に不備があったのは事実であり、国民の皆様にはお詫びを申し上げるしかありません。 しかしながら、未統合の5千万件まで全て社会保険保険事務所の手落ちであるかのように報道され、現場の職員としては大変残念でした。 現実にミスは起こっていますが、取扱件数が膨大であり、処理誤りの件数÷取扱件数(同一人が一つの事業所に勤務していた記録を1として)＝事故率は、必ずしも国家公務員として、常識外の数値ではないと信じていました。 認識した時期は、明確に覚えていませんが、社会に表面化する少し前だったと思います。	平成20年は、年金相談の来客者がそれまでの3倍強となり、大変な混乱をきたしておりました。 一部に酒喝するお客様がいらっしゃる一方で、大半の方からは、励ましていただいたりして、住民の方の情けが身にしみました。 何とか、未統合の年金記録を統合して、高齢の年金受給者の方々が、寝たきりになる前に、ご自分でお金を使えるうちに、年金の追加支給をせねばと、担当職員に檄をとばしてきました。 また、自分自身も文書照会や電話照会し、ご返事の無い方については、夜間の電話照会もしてまいりました。電話番号が不明な方については、戸別訪問を在宅率の高い夕方から夜間にかけて実施してきました。 現時点での反省点では、基礎年金番号を導入してから、未統合の年金番号が判明できるようになったわけですから、その時点で行政が積極的な行動に出るべきであった、と思います。 それと、大切な年金記録ですから、書類一枚一枚の重要性を十分に認識をして、食品を扱うつもりで、丁寧に正確な処理を心がける必要があります。 ただ、現在の社会保険オンラインシステムでは、マニュアルどおりすれば、年金記録関係の誤りは皆無ではないかと思います。基礎年金番号導入前の誤りが100%に近いのではないでしょう
11794	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	当然、解決しなければいけない問題であり、日本年金機構設立以降も職員全体にて協力して終わらせなければいけない問題であり、また、このようなことに二度と起こらないよう、今ある問題は早急に解決いく心構えで、業務を全うしていかなければならないと思う。	その当時、あまり認識しておらず、新聞、その他にて報道され認識しました。	積極的に年金問題解消に向け取り組み、事務所等の支援にも出向きました。今後、発生した問題について、大小にかかわらず、早急に解決に向け取り組まなければならないと感じました。
11795	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	年金記録問題全般についてということであれば、既に実施しているところではあるとおもいますが、関連の部門に人員を動員して、迅速に処理できる体制を作るしかないと思います。	年金記録問題といっても、内容は様々だと思いますが、記録もれの問題については、社会保険庁として、まったく動いていなかったいなかった訳ではなく、勧奨業務を行っていたところではあったと思いますし、年金受給者については、請求の際に年金手帳を持参しなかったために、記録もれとなってしまった訳で、自己責任の部分がかなり大きいように思っていました。今にしてみれば、認識が甘かったと思います。 基礎年金番号の制度が始まった頃から、統合されていない記録がたくさんあることは知っていましたが、年金を受給するまでに記録統合すれば、何等不利益を受ける訳ではないので、急いで解決しなければならない問題という意識はありませんでした。	至急解決しなければならない問題とは、捉えておりませんでしたし、個人で何かができる問題とは思っていませんでしたので、特別に何らかの対応をしようとしたことはありませんでした。 最初から、記録の管理について、記録もれが発生しないような方策を真剣に考えるべきであったと思います。その点において、こちら側の認識に甘い部分があったと思います。
11796	地方庁	社会保険事務所課長級以上		現時点においては、相当な時間が経過しており、すぐに記録が判明するといったものが少なくなってきています。 記録判明には、地道な努力が必要と思われますが、時間をかけられないという問題もあり、ジレンマを感じます。 本人の申し出どおり、すべて認めるという方法もあると思いますが、それでいいのかどうか判断がつきかねます。	基礎年金番号導入により、近い将来にはこのような問題はなくなると認識していました。 宙に浮いている年金記録がこれほど多く存在していることは、報道等により初めて知りました。	まず、自分ができることをやる。今まで経験してこなかったことは、少しずつでも覚えながら、対応してきました。 反省点としては、基礎年金番号導入後、資格照会に関わる人員が削減されてきました。年金記録問題に対応する時に、経験者の感などが必要なことがあります。知識の共有化などが早い段階でできていれば、役立ったのではないでしょうか。
11797	地方庁	その他(社会保険事務所)		対応できる人数が少ない。現場も日常業務を持っているなかで集中的に取り組むことができない状態。とにかく現場に処理をしろと命令をするだけでは解決しない。現場の声をもっと聞いてほしい。	採用されたときにはまったくこんな問題があったとは知らず、不正免除の問題が発覚して以降次々問題がでてきて正直驚いた。	再裁定処理にむけて窓口にも電話にもひたすら出ました。特別便の内容でも もっとわかりやすい文章で説明してればこんなにも混乱はしなかったと思う。定期便を最初から送れば二度手間にならなかったのではと思う。
11798	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にご教示できるような問題はありませんが、社会保険庁職員のみなさんは世間の厳しい風当たりの中で、必死に年金記録問題の解決に向けて、真摯に取り組んでらっしゃるということが分かりました。	日本年金機構の発足により外部(民間)採用がなされますが、社会保険庁職員との摂護し役及び初任者の指導担当として、現在までの年金記録管理・補正作業に携わっていらっしゃったOG・OBとの再雇用などの方策を講じることにより円滑な機構への移行・業務の効率化が図れると考えます。	社会保険事務所にご採用される2年ほど前からマスコミの消えた年金問題などの報道により在籍前から存じておりました。	国民の皆さんの大切な財産をお預かりしているという認識の下に、年金記録問題の解決と年金制度に対する信頼回復に向けて尽力しております。
11799	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	わかりません	知りませんでした	わかりません
11800	地方庁	社会保険事務所課長級以上	「ねんきん特別便」等により、過去の年金記録が判明したが、統合することにより年金額がダウンしてしまう場合、統合処理がなされていないケースがあると思われる。そのような事象がある以上、未統合記録の「最後のひとつまで」解消するのは不可能と思われます。	「電話」や「文書」による勧奨では限界があると思われる。難しいが、人員を確保しての戸別訪問の集中的な取組が必要と思われます。	知ったのは問題が取り上げられるようになってからですが、本当に国民の信頼、期待を裏切ってしまい、かつ老後の不安を煽ってしまった問題と認識しています。	できる限り誠意ある対応に努め、業務分掌を越えて年金記録問題に当たってきたつもりです。
11801	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	年金を扱う職員として、プロとしての自覚を持ち、より一層年金に対する知識の習得を心がけていくことが必要です。そして、職員一丸となって、一件一件、確実に、そして誠実に対応していくことだと思います。	平成16年に採用となりましたが、採用前に年金の疑き見問題等があったため、報道等で知っておりました。新聞等の報道で大きく扱われており、国民の皆様の注目も高く、電話や窓口での対応は慎重にしていかなければならない問題であると思っておりました。	年金記録問題に対しては、直接、お客様に対応する部署ではなかったため、土曜・日曜日に支援という形で出勤し、台帳の照合等を行っておりました。今回の記録問題は、コンプライアンスの欠如や情報のの共有化が足りなかったこと思っております。
11802	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	地道に期間調査業務とあわせて年金制度への周知につとめる。	これほどまで記録がずさんだとはおもわなかった。 17年10月入社してしばらくしてから。	地道に期間調査業務を行った。 年金制度の周知が会社の事務の方や国民の方に足りなかった。
11803	地方庁	その他(社会保険事務局)		1件1件優先的かつ正確に処理していく。	ほとんどが、手番の未統合だと思っていた。 年金記録問題が騒がれ始めた頃。	今すぐやらなくてもいいことでも(プラスαのこと)、後回しにせずにできる時に処理する。
11804	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	判明した記録の追加分の決定は速くできる体制が必要と思います。	報道で知りました。	主に窓口でのお客様の対応をしていました。
11805	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		年金記録は、将来の年金受給に非常に大切なものである。という認識は勤務 した当初からありました。その記録の漏れが、マスコミ等にて大きな問題として取り上げられ、この記録問題で国民の信頼を大きく失ったことを日常業務で感じました。このなくしてしまった信頼を取り戻すことは失うことよりも容易ではないこと も肌で感じました。記録問題については、マスコミ報道等にて、5~6年前から知りました。	一人一人の年金記録に漏れがあってはならない。今まで自分なりに、記録の 漏れがないように、あらゆる努力をしていくことを念頭に業務をこなしてきました。 自分ひとりの力では限界があります。仕組み等を今よりもっと良い仕組みがないか常自分なりに考え、その考えを上部機関にだしていなかったことが反省点としてあげられます。
11806	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録調査を行い、記録が判明しても、計算によっては年金額が減額されたり、場合によっては取消(加入年金等)になったりする事がある。	現時点で、マイナス要因を大々的に伝える事は、業務をサボる為にとの世論がでるので、良い方策はない。	一人一人が自分の年金の記録について、年金を受給するまで、考える機会が少なく、又それについての広報や先を見越す意識が薄かったと認識してます。	反省点については、上記。 対応については電話、窓口での対応時には、(6)の回答についてや年金手帳は一人一つ等の細かい部分まで話をするようにしています。
11807	地方庁	その他(社会保険事務局)			入庁したときから不思議には思ってました。	年金請求時の相談では厚生年金記録や国民年金記録の確認(旧姓等も含め)を注意して行いました。もっと早く自発的に特別便などを行っていれば社保庁解体まではならなかったと思います。行動できなかったことが反省点です。
11808	地方庁	その他(社会保険事務所)				
11809	地方庁	その他(社会保険事務所)	・手番に収録されている事業所整理記号が誤っている場合がある ・手番にまったく別人の記録が混入していることがある ・登録されている事業所名称が誤変換のまま収録されていることがある ・手番に収録されている記録とマイクロの記録が相違していることがある ・手番や基礎番に収録されている基金記録とマイクロの記録が相違していることがある ・手番を同一事業所の同一人に2重払い出ししていることがある ・国年のマイクロ記録とオンライン記録が相違していることがある。その中で、附則納付や追納等がもれている場合が多い気がする。	まず、マイクロフィルムの記録とオンライン記録の突合をしっかりと行うこと。また、社保側で勝手に記録をなくしたり、改ざんしたりしている印象を与えているので、会社からの届出にてそのようになっていることや報酬の決め方、番号を複数持っているかたがいることなど説明するところはきちんと説明していかないと根本的な解決にはならないと思います。	年金記録問題というのがどこまでをさしているのかわからないので回答しにくいのですが、採用時から、例えば手番の調査(名寄せ)は生年月日毎に順次行っていたのは知っていましたし、国年の納付記録がもれている場合があることは知っていました。それも含めてであれば採用時からとなります。 手番を複数お持ちの方については名寄せも行っていたので、最終的には統合になると思っていましたし、納付記録についても人間のすることなのでオンライン収録の際にミスが生じることはどうしようもないことであると思っていました。でも、裁定請求の際、最終的には手番にしろ納付記録にしろ確認したときに修正できると思っていたのでそれほど問題視していたわけではありませ	現在の年金記録問題については、早急に解決しなければならないことであると思いますし、解決のため日々取り組んでいるつもりです。解決のためにはまず、誤解を解くことも重要であると思うため、説明をわかりやすく丁寧にするよう心がけています。
11810	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		基礎年金番号に統合されていない番号がまだたくさんあるので、早く一人の年金記録を整備しなければならないだろうと思っていました。 過去記録の整備事業で生年月日ごとに分けて送っていた頃、一般の住民からの届出が送った数よりも少なかったので、まだたくさん残っているのだろうと思っていました。	特に、窓口対応時点やお客さんと接する機会には、他手番があるかどうか調べていました。事業所名の検索などが以前から整備されていれば、早くに判明した記録もあったはずだと思います。
11811	地方庁	その他(社会保険事務局)				
11812	地方庁	その他(社会保険事務局)	知らない。	お客様が来所された際に氏名索引を重点的に行う。その時は旧姓も含めて念入りにずえる。職歴は会社名などだけではなく事業所があった場所・同僚や上司んp名前や年齢なども念入りに聞いて行く。	基礎年金番号ができた平成9年4月に国民に通知を送付したがそれが徹底されてなくて起こってしまったと思われる。 平成18年頃。	氏名索引・職歴等を重点的に聞いて行きました。 年金の仕組みを国民の皆様にわかりやすくお知らせする様に徹底して行く。
11813	地方庁	その他(社会保険事務所)				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11814	地方庁	その他(社会保険事務局)	該当なし。	未解決の年金記録については、「ねんきん定期便」の通知をうけた被保険者に対し再度確認をするよう、各地方の市町村役場の協力を得て、広報誌等で身近なPRを行い、年金事務所や出張相談など気軽に相談できるコーナーを設けて、少しでも年金記録が解決できるよう工夫をするしかないと思います。	年金記録問題については、平成2年に基礎年金番号制度が施行されてから、各書類の届出や社会保険事務所や年金相談等の窓口での届出で、基礎年金番号以外の手番(厚生年金、国民年金等)があり、基礎年金番号登録処理をしていた頃、今後この数が増えると認識していた。この問題は後に、第3号被保険者該当特例制度が初めて施行された時点(約10年程前)で、各書類の届出にて、より多くの基礎年金番号や、基礎年金番号以外の手番(厚生年金、国民年金等)がみつかったりして、かなりの未統合の年金記録が残っていることがわかった。	社会保険事務所等の窓口や出張先での時に、来客した被保険者の年金手帳等内容を確認する際に、この年金手帳内に他の番号の記載があるか確認はしていたが、他に厚生年金や国民年金等記録がなかったかどうか、再度確認の照会をすれば、少しでも年金記録の解決はできたと反省しています。
11815	地方庁	その他(社会保険事務局)				
11816	地方庁	その他(社会保険事務所)				
11817	地方庁	社会保険事務所長	特になし	特になし	平成19年12月頃から特別便の受付が始まったと思いますが、 基本的には、被保険者本人が、事業所を変わる度に被保険者 証を持っていかなった。また、氏名・生年月日等を誤って届け就職 することにより年金記録問題が発生したと考えられるケースが多々 ありました。被保険者本人の手続きが正当にされておれば今回の ようなケースは少なくなったと思われます。	特別便の対応等で窓口に出たときには、1件でも多くの被保険者 記録を聞き取り探すように努めました。 厚生年金は、すばらしい制度でありますが、全国の被保険者の方 々に周知出来なかったと思われるため、大々的な広報が必要では なかったかと思われる。
11818	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	経験が浅いため分かりません。	大変な事だと感じました。 問題を知ったのはテレビなどの報道をみて一年半ほど前です。	地道に対応するしか方法は思いつきませんでした。
11819	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	知らない。	地道な調査確認・統合作業を継続するしかない。	同一人に対し、厚年番号が複数払い出される仕組み、氏名・生年月日が公的な証明確認なしで誤ったデータで届出・記録されることの危惧、強制加入といいながら適用漏れ、適用除外等の例外ケースも多数存在していたこと。適用業務に従事すればその制度・システムの不都合さはわかる。 時の人事権者の、数字(収納率)を競い合わせ、成果・結果で人事評価するような悪しき風潮が、漏及喪失・遡及全喪・標準報酬の改訂等被保険者・加入者の存在を無視したその場しのぎ	コンピュータによるデータ管理、各制度に共通する基礎年金番号の導入がもっと早期になされていればよかった。
11820	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	現在着手していると思うが、本人の記録を思われる記録については、文書または電話にてある程度の情報を本人に伝え、間違いがないかの確認を行う。 また、本人の記録かどうか疑わしき記録についても同様に、間違いがないかどうか、再度確認する。	国民年金・厚生年金・船員保険で各々年金番号を設定している段階でいずれ記録の統合漏れ等による年金の請求漏れが起きるのではないかと認識していた。	基礎年金番号導入時に、名寄せ等の作業を行った後、本人宛に通知文章等を送付のうえ記録の漏れが無いかの確認を行い、確認でき次第、記録統合の処理を行っていればよかったと思う。
11821	地方庁	その他(社会保険事務所)	事業所(特に滞納事業所)において事業をすでに行っていないにもかかわらず、届を出さず年金の権利や保険がついたままとなっている。さかのぼってはずすにも添付書類等が複雑で難しい。	未統合の手番の記録には亡くなった人のもの等があり本人をみつけることが不可能な記録も多くある。それをすべて解決とはできないと思われるのでどこかで線引きしなければこの問題は終わらないと思う。	就職した当時から未統合の番号があるのは分かったが、本人の申し出がないと統合できないということでこのようになることは必然だと思う。	早いうちから一人の人にいくつも番号を与えることをしないような努力が必要だったと思う。
11822	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	平成20年の12月に入りましたので、既に世間では新聞やTVで報道されていました。報道で知りました。	自分で出来る範囲で回答できるものは回答してきました。知識や経験がもう少しあったら、もっと回答できたのにと思います。
11823	地方庁	その他(社会保険事務所)	カセットオープンがされておらず、名寄せや氏名検索で引っかからない手帳番号があり、未だに年金に登録されていないこと。		年金問題を知ったのは、大々的に報道がされてからです。それまでは、これほど多くの記録が登録されていないとは思いませんでした。 この問題は、社会保険庁の事務処理の不正確さ、事業所への指導及び後方の不十分さ、被保険者への広報の不十分さ、事業所の社会保険制度に対する理解不足、届出の不正確さ、被保険者本人の年金に対する関心の低さなどさまざまな要因によって引き起こされたものであると考	社会保険の事務処理を正確に行うことはもちろんですが、事業所への指導や広報をより徹底し、正確な届出をしてもらいようにすることが重要であると考えます。また、被保険者本人が年金制度とはどのようなものか、なぜ保険料を納付しなければならないのかなど、基本的な年金教育を徹底し、より関心を持ってもらうことを行っていかなければならないと考えます。
11824	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	時間をかけてやるしかない。急がないこと。	統台帳の信頼性については、疑問を持っていた。	職員が前向きになれるような方策も考えるべき。処分者でもない熟練者をみすみす手放している状況をどう考えるのか。
11825	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	時間と労力をかけてするしかないと思います	処理方法やシステムの不備によるものと思いました。 報道されてから。	これを機会に正しい記録にしていくしかないと思い取り組みました。 情報の共有化、正しい伝達が必要と思います。
11826	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	地道に作業し、お客様に誠実に対応するしかない。	年金裁定請求時に記録は確認されると思っていた。	裁定請求時にはお客様にしつこいほどに他に勤めた記憶がないか、 お聞きして対応してきました。 ご本人がすべて記載や記憶していくのは難しいのですし、 その都度手帳に記録できていればよかったのかもしれないので、 通帳形式が望ましいかと思われます。
11827	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録について不信や不満を抱いている方の数が想像以上だった。 そして、記録を調べていくと見つかるケースも多いことに驚いた。 加入記録回答票作成の補助をするようになった1ヶ月ほど前から。	記録が見つからなかった方にも納得していただけるように調査し、誠心誠意の回答をお出しするように心がけた。
11828	地方庁	社会保険事務所課長級以上			採用されたときから、その時々のマニュアルに沿って間違いなく仕事をしていたので、認識していません。年金記録問題が発覚したときです。	早く正しい記録を見つけて、対応する。
11829	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員の人数が限られているなかでは、相当の期間を要する。 増員するか法令順守を確約させたうえで業務委託	記録を整備し解決させないといけない問題 4、5年前	氏名に読み仮名を振っていなかったこと 企業の各々の地方での新規適用時のずれ転勤等
11830	地方庁	その他(社会保険事務局)	すべて民主党を組織基盤とした職員団体の責任 職員なら周知のことではあるが	現在の組織を中心とした職員団体の解散 重責ある民主党の解散	超高齢化社会を見据えた年金埋蔵金	公的医療保険制度(皆保険制度)のない米国医療の現状の周知による、日本の高齢者に傾向した現医療制度の見直し。 「人生50年」時代を基礎に考えられた年金制度の矛盾の周知。 日本航空における年金受給権者の反応は？ 既得権にこだわる受給権者の保護か？ 企業を生かすか自分だけ長生きするか 日本を生かすか自分だけ長生きするか
11831	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	年金記録問題として、とりだたされるようになってから認識しました。 年金額に反映されるものなので本人確認をして至急対処するべきだとおもいました。	昔のことで記憶がない方もたくさんいらっしゃるので、会社名、業種等こちらからお示しできる情報を参考にしていただき、本人確認をしていただこうと思います 問題点としては、支給までに時間がかかり過ぎのため、本人が亡くなり、受け取れないこともあります。未支給請求者の範囲について、もう少し請求権あるといいとおもいました。
11832	地方庁	地方社会保険事務局 課長級以上				
11833	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	期間調査の経験者を集め、集中的に処理する。	紙台帳からコンピューター(機械化)への切り替え時の、煩雑な処理。また、現場の現状を把握していない庁からの指示等により、起こりうる問題。また、制度的に統一番号ではなく、周知徹底不足もあり、やむを得ない部分もある問題と思っている。 事実を知ったのは、報道等により実際にあったことと知った。	反省すべき点を十分踏まえた上で、照会等あればきちんと回答し、理解を得られるよう努力した。 反省点は、紙台帳時(基礎年金番号導入以前)の制度の整合性がなく、処理等を含めすべてが煩雑であった。現在で考えると、ありえない処理手順や管理方法が原因だと思う。
11834	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません		国会で取り上げられてから。	反省点は、当時の職員の意識の問題。特に管理職ではなかったかと。
11835	地方庁	その他(社会保険事務所)	同じ手番に別人の記録が混在している例がある。	特別便・定期便の回答をもとに、地道に調査を進めていくしかないと考える。時間がかかるのはやむを得ないので、お客様が納得するような丁寧な調査・対応が一番大事であると考える。	記録問題が発生する以前は、未統合手番を把握していても、成りすましを防ぐため、最終的に会社名等が本人からの申立てにより確認できなければ、統合できないものであると長年の業務経験から認識していたため、未統合手番があるということ自体はさほど問題視していなかった。ただ、旧台帳の問題とか名前なしの手番があるとかそういう問題があることを知ったのは報道されてからであり、自分としてもなぜそのような問題が発生したのか、経緯が不明であり、釈然としないまま業務を行っていた。そのため、自分の組織の問題であるということはわかるが、正直、全く中身のみえない、過去のOBが起こした問題であると意識していた部分もあることは事実です。	今の業務を地道にこなすしかないと考えた。何を行うに関しても、当時、具体的なマニュアルはあったのでしょうか。少なくても今のような詳細なマニュアルがなかったと思われますので、その点が問題であったと考えます。
11836	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	任用職員なのでよくわかりませんが、事務所に勤務してから、フォローアップ照会を行っていた経験から、この問題はいろいろな要素があると思いますが、旧台帳・名簿の記録が端末に正確に入っていないことだと思います。人海戦術で行う以外ないと思います。	よくわかりません。	任用職員ですからよくわかりません。事務所に入る前はマスコミ報道を聞いて、適当な事務処理をしているのだなと思いましたが、実際に仕事に携わり大変だなと思いました。
11837	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	特になし	特になし	特になし

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11838	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	年金記録の故意的な改竄など一部の心無い人たちの行為が、あたかも全職員が認識している上での犯罪のように取られていると認識している。 特に、低迷している企業に対し、不当な減額対応による年金の回収など、疑いたくなる点は多々あるが、事実として捕らえなければならないと思う。 消えた年金問題にしてもしかり、そうなった原因と背景がわからないため、いいかげんな回答はできない。 色々な問題を具体的に把握したのは、入所後であるが、年金に興味を示したころ(2年ほど前)にこういう問題があるだろうことは理解できた。	圧倒的に人が少なすぎる。人がやめても補充がなく、色々な問題に対処するにしても、現業をこなすのが精一杯である。 忙しすぎることから、保守的になり人と人のコミュニケーションが不足しており、この現状では、年金問題についての解決は困難であると思われる。 現時点でできることは、一人一人の親切な対応に全員が心がけ、信頼を回復することが先決であると思う。
11839	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	早急な対策も重要と考えるが、正確性に万全を期した対策が重要と考えます。	非常に問題性があると考えました。時期はマスコミに報道された時期になります。	できる限り窓際で防止するよう窓口、電話対応等で心がけました。問題点は現場や国民の声に耳を傾けなかったことが反省点として挙げられると考えますい。
11840	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	人員を増やし中長期的に取り組むことが必要と思われます。	若いときは国民年金係りに在籍しており、手作業で台帳に納付記録を消しこむ作業を行っていました。少ない人員ではありましたが、漏れのないよう慎重に 作業を行っていたつもりです。年金記録問題をし知ったのは2～3年前のころからだったと思いま	お客様からの電話、窓口においての苦情等につきましては、親身に応対し、W Mにより あらゆる検索を行い記録が見つかるよう応対しています。 記録(納付、資格)処理後の再チェックが必要と思われます。それに見合う人員も必要と思われ
11841	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。		新聞等で年金問題が取りざたされたときに知りました。	この問題を真摯に受け止め、被保険者の方々に対して誠意を持って記録整備、年金相談にあたりました。
11842	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	特になし	特になし	特になし
11843	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	なし	大変重要な問題。数年前。	組織の問題、個人では解決不能。 コンプライアンス意識の高揚。
11844	地方庁	その他(社会保険事務局)	昨年度まで技官として勤務しており、年金関係の業務は経験がないので年金問題の内容はよくわからない。	年金業務の経験がないので、解決策はわからない。	直接、年金業務経験なしのため、新聞等で報道された時認識した。	年金業務の経験がなく回答できないが、きちんと対応すべきと思う。
11845	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	いわゆる宙に浮いた年金問題については再裁定事務の効率化、消えた年金問題については審査基準の明確化(緩和ではなく)およびその周知になると思います。	業務課にいたときに加入記録確認の事務を行ったことがあり、そのときに本人記録とつながっていない記録があることを知りました。これらについてはこちらから本人へ確認するすべがなかったため残っているものと思っていました。	現場としては、窓口で年金相談にたつ場合、必ず確認を行うこと。年金業務の経験をある程度以上積めば、不自然な空白期間の見分け方、本人へ確認するポイント、記録の探し方などは身につくので、その経験ややり方をひとつの流れにして共有することが必要だと思います。
11846	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	というか、根本的解決は不可能。 個々人の申し出に応じて地道に調査を行うのが、最も現実的と思われます。	社会保険適用課の職員だった平成13年～15年頃、厚生年金の記録整備を行いながら、 「なぜこのような事を行わなければいけないんだろう？正確な記録が初めからオンライン収録されていれば、お客様も職員もずっと楽になるのに。というかなんで収録されてないんだ!?」 とはずっと思っていました。もっとも、当時は採用後間もないこともあり、年金請求時のお客様への確認などによっていずれは解決される問題だとも思っていましたが…甘かったです。 国民年金業務の実務経験がなかったこともあって、国民年金の方でも「消えた年金記録」などが存在すると知ったのは、正直、問題が表面化してからです。	まず、過去の問題点としては、使い尽くされた言い回しですが、過去(特に昭和期)に職務に関わっていた職員たちの「意識の低さ」、が挙げられると思います。 具体的に言えば、 ・「記録を過去に残す」という感覚が低い。 自分にしか読めないような書きなぐったような原簿や払出簿、フリガナのない漢字のみの記録… これが、平成9年の基番導入に伴う混乱の一因ではなかったかと思います。 もちろん、番号統合時の「やっつけ感」も否めませんが。 また、 ・「後で誰かが何とかするだろう」といった感覚。 基番導入後においても、厚年・国年の記録がそれぞれ見つかったときに、「年金請求の時に言ってくれればいい」と言われたという話を多く聞きました。 過去の事についてはいろいろありますが、私が今現在強く感じているのは上記の点です。 現在の問題としても、例えば「昭和35年10月～36年4月の国年期間」や共済年金の点などで、お客様を無用に混乱させた感があります。 とはいえ、私たち現場の職員としては、 「今目の前にいるお客様のお話をよく聞いて、できる限りの誠実な対応をしてお客様の納得いくように心がける」 よう頑張るのが精一杯だったと思われますが。
11847	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	期間調査の人手が不足していると考えられるため、増員すること。また、その際にベテランの方などの当時の事業所等の変遷を知っている者が対応することがよりいいと思います。 あとはこれからの記録もれ等を防ぐために、本人の偽名等での加入を防ぐためもっと行政機関同士の横の連携をとって情報交換できればいいと思います。	私が新採で入った平成h15年のときに期間照会の担当をしたので、記録もれがある方がいることを知りました。コンピュータ化の時の登録誤りや、また本人が偽名や違う生年月日で会社に勤務したためや、会社が申請を誤った場合があると聞きました。そもそも番号が一つに統一されていなかったことで記録もれが起きたと認識していました。	期間照会を受けた際は、氏名の違う呼び方や同僚名や社長名など、詳しく本人から聞き取りをするようにしていました。また、新しく厚生年金の取得をされる際に他に番号がないか慎重に確認していました。 反省点としては、コンピュータ化にする時に氏名等を正しく登録しなかったこと、番号が統一されていなかったことがまずあります。あとは職員の意識として、大切な記録を扱っているという低
11848	地方庁	その他(社会保険事務所)	オンライン化の際に、これだけの記録収録漏れなどが多いとは思わなかった。 記録が一事業所分、丸々抜け落ちていたり、複数の事業所に勤めてる記録が期間を短くしてひとつの事業所記録として収録されていたりなど、正直驚いた。	一つ一つ訂正していくほかあるのであればこちらが教えてほしい。	基礎番号への手番統合漏れが主になっていると思ったが、それ以外にも記録がおかしなものがあり、昨年一昨年の特別便対応のころより知ることになった。	記録を探すごとに精一杯努力したが、正直不安が残る部分もある。 記録管理の方法について、基本的にオンラインでの確認を番号ごとに取れなければいけないと思う。
11849	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません。	特に再裁定の支払いを極力早くすべきと考えます。	未統合の手帳番号が沢山あるのは日々認識していました。年金相談を担当した平成17年頃からです。	名寄せの作業を端末の調査やご本人に対する聞き取りを丁寧にするよう対応しています。反省点は名寄せ作業を以前丁寧にしなかった部分があったことです。
11850	地方庁	その他(社会保険事務所)	氏名が実際と違う読み方で登録されていて住所は間違いないので、本人には支障がないという事例を見ました。	資格取得や登録の時に誤りがないように努めること。 本人が間違いに気づいたら訂正が簡易にできるような方策を広めることができればと考えます。	以前はコンピューターが普及していないこともあり、手書きの記録管理をしていたことを聞いたことがあります。その当時に正確に登録するのは困難だと思われました。	読み仮名の入力等あれば細心の注意をして行なうようにしたいと考えます。
11851	地方庁	その他(社会保険事務局)				
11852	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	神奈川全体の職員数を増やし、地道に処理を進めるしかないかと思います	年金請求の際に記録の洗い直しを行いますが、その際の記録の欠落があった場合調査を行いましたが、特別便を送付した際の予想以上の反応があり、重大な問題かと認識しました。	
11853	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	領収書のある方で、還付等されていない方には、一般の期間調査とは別に早く回答を出すようにする。	年金問題には、大変関心を持ちました。ここまで、期間納付もれが多いとは 思いませんでした。 平成18年12月から、年金相談員をするようになって知りました。	窓口に来られたお客様に対しては、分かる範囲調べ説明し、納得さない方には、期間調査依頼をしてもらい、回答が届くまでには日数がかかると説明をし ご了解を得ます。
11854	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	特にありません。	5000万件もあるとは思っていませんでした。平成19年8月ころ知りました。	事務所でやることには、積極的に参加していました。知識を持っている者が少なく、それも退職で減っていくことに、不安があります。
11855	地方庁	その他(社会保険事務所)	無し	地道に処理を進めていくしかない、と思う。	社会保険庁全体の問題。 さわぎがおきてから。	誠意を持って対応するしかないと考えた。 以前の業務に対するいい加減な対応が今の問題につながっているとおもう。
11856	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません		5000万件もあるとは思いませんでした。19年8月頃知りました。	事務所において積極的に対応させていただきました。反省点についてはわかりません。
11857	地方庁	その他(社会保険事務所)		ねんきん特別便未回答者への回答依頼を徹底して行うことが必要だと思います。	未統合記録があることで本来の年金が支払われていない方が存在している問題については、年金記録問題が報道された頃認識しました。	未統合記録があると思われる方には、可能な範囲で思い出していただけるよう対応しました。年金の資格取得時に疑重複が出ないよう処理を徹底する必要があったと思います。
11858	地方庁	その他(社会保険事務局)		ひとりひとりの情報を(例えば国民年金の事務登録のように･･･来所日、時間、どのような内容のやり取りだったか)詳細に記録し、基礎年金番号からどの事務所でも、職員が見れるシステムの構築。 書類を探す手間を省くため、書類のスキャニング。 手間はかかると思うが、台帳、マイクロの個人情報を基礎年金番号で見れるようにする。氏名(似た名前も含む)からマイクロを見れるようにする。 年金機構になって、新しい方がたくさんみえるが、そういう年金の素人がお客様に対応すること	まあ、起こるだろうな、と薄々予測できた問題。 ただ、本人の年金手帳の管理不足や厚生年金番号があるのに、事業所の知識不足による厚生年金新規番号での払い出しでの、未統合の手番が出てきたもの、というのはわかっていたが、その他の問題も含めて、ここまで騒がれるとは、予想していなかった。	記録を探せるだけ探して、お客様にきっちり結果をお伝えすること、また、国民年金などは、番号の払い出し日などから、さかのぼり納付などが、物理的にありえない場合等は、そういう細かい説明まで含め、きっちり納得していただくよう努力した。 問題点については、現在みたいに、厚生年金と国民年金の番号が1本でなかったこと、厚生年金の住所管理をしていなかったこと、国民年金の台帳管理を(市区町村も含め)きっちりしていなかった(還付等の情報は特に)こと。
11859	地方庁	地方社会保険事務局	重複補正・報酬訂正にかかる補正処理がどの時期から、なされているものなのかは不明であ	現時点では、補正がなされています。	年金額に反映しつつあると思われる。時期については年金審査業務についた頃と考えます。	審査時に、補正処理が必要か不必要か見逃すことのないように業務にあたっています。
11860	地方庁	社会保険事務所課長級以上	厚生年金の記録で重複している保険料の補正がどの時期から補正されるようになったかが、気になっています。	現在は、補正をされています	年金審査をするようになってからです	

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11861	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	年金手帳番号のまま保存されている記録について、今後も解明作業が行われるところであるが、死亡者に係る履歴については、確認が難航している。 氏名、生年月日が同じであっても別人の記録であることがあり、保存している被保険者原票で被扶養者氏名を確認するなど何らかの資料があればよいが、ご遺族からの同業種の事業所に勤務していたというのみのお申し出では特定できないと考える。 統合されていない記録を公表していくことになるのでしょうが、一つの記録を複数の方の記録とすることはできない。	一つの記録に対し、複数人のお申し出があることは想定できるので、ご遺族からの同業種に勤務とのお申し出のみで記録を統合することはできないと考えます。 5000万件の解消については、記録が年金手帳番号のまま残ることも有り得ると国民の方々にはっきり伝えること、お申し出の結果記録統合した後においても他のご遺族から資料提示があったことにより別人の記録であったことが判明した場合は、再裁定のお申し出なしに年金額の返納処理を行うなどの規程を設けることが必要ではないかと考えます。	各制度ごとに記録を管理する方法から基礎年金番号により三制度の記録を合わせて管理する方法に変わってきました。 年金手帳番号毎に記録を保管し、コンピューターにより即時に他の手帳番号があることを確認できなかった時代もあり、就職にあたり年金手帳を提示されなかったことがあったなど色々な経過の上で起こってきたと考えます。 再就職に当たっては年金手帳番号を提示いただくよう周知してきたところですが、結果として複数の手帳番号に分かれてしまった場合は、ご本人の再就職、国民年金再加入、年金請求時、基礎年金番号施行時などにお申し出いただくことになっていました。事業所よりお届けいただいた記録は、その時々の管理方法により保存され、お一人おひとりの一連の記録として管理するには、ご本人やご遺族にご協力をお願いする他ないと考えます。	ご本人やご遺族のお申し出を十分に聞かせていただき、当時の記録の中にお申し出の履歴と一致する記録があるか十分に調査し、同一氏名生年月日の記録については同僚の氏名なども教えていただきご本人の立場にたって記録確認を行ってきました。今後も、まずは当時の状況を教えていただき、あらゆる調査方法により記録を確認していきます。 これら調査・回答には、経験と時間を要します。派遣等の人的配置で短期間に解消できることではないと考えます。
11862	地方庁	その他(社会保険事務所)			期間照会で年金の期間記録を探していたとき、他の人の年金記録が収録されていない画面をいくつも見つけたが、このままでいいのかと思いながら仕事をしていた。	与えられた仕事のみしかしなかった。しかし、期間照会については、かなり丁寧に特に記録が見つからない場合は、本人に電話で当時の話を聞いたり、期間も申し出よりも範囲を広げて探すなど
11863	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	国民総背番号制などの一括した記録管理など、新たなシステムを早急に行うべきと思います。	基礎年金番号になったとき、あまりにも同一人物がたくさんの年金番号を持っていてこれから大変だと思いました。	そういう制度、システムがもともと問題であって対応とかの問題ではないと思います。
11864	地方庁	社会保険事務所課長級以上			厚生年金記録については、どこかの時点でカセット解除を行っていくとか、 船員保険については、仮番を整備していっていないと、将来問題になるとは 感じていた。 また、国民年金事務を市町村から社会保険に移した際、市町村の旧台帳を社会保険にいただくとかしていないと不突合のとき、大変困ることになると 言っていた。	発信の方法がわからなかったり、国民年金台帳は市町村の財産であるから 無理だと言われた。
11865	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	国民年金の市町村にある紙台帳を一日も早くすべてマイクロ化して、全国どこで納付した記録も、オンラインシステムで瞬時にわかるようにしてほしいです。 そして、社保の記録との突合を行ってほしいです。	以前は、年金請求時に記録を統合すればいいと考えていたことや、ここ数年、年金に関する仕事をしていなかったので、ここまで大きな問題と認識したのは、この騒ぎになってからです。	ねんきん特別便を送付した時、多くのお客様が来庁されました。その窓口対応を全所体制で行いました。 ただ、記録が整備されないまま、特別便を出してしまった感じがあり、例えば事業所検索システム等がはじめからあれば、その場で記録が判明し、時間のロスもなかったかと思われます。
11866	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思いあたりません。	1件1件地道に、対応するしかないと思いますが、平常業務をしながらの 処理は効率が悪く、時間がかかります。 期間調査も調査から回答まで同じ部署が最後まで対応し、再裁定も それメインの部署が地方庁にも置くとよいと思います。	問題が話題になってきた平成19年から、問題の大きさに気付き、存在することを知りました。 もちろん年金請求のときの確認不足も多くありますが、本庁の管理の問題、受給者本人に確認しても判明できないもの、原因は様々あります。 地方庁だけが責められる問題でもないと思います。	誠意をもって、丁寧に話を聞き説明することに努めました。 アルバイトや委託など、責任のない、また専門知識のない者に処理を依頼 するのは、また新たなミスを生む原因になると思います。 処理した後の、チェック体制が大事になってくると思います。
11867	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません		記録問題は、記録が基礎年金番号に収録されていない問題と認識していました。時期は、覚えていません。	受給者・被保険者の皆様に、年金記録について確認していただくことが必要であると考えていました。
11868	地方庁	その他(社会保険事務所)			期間照会担当係がある、再裁定という事柄があるということは、在籍してしばらくして、知りました。	過去の記録に、本人であることが特定できるほかの情報も、いくつか一緒に 登録できていたらよかったと思う。
11869	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	なし	なし
11870	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員の増員 ただ人数を増やしても、指導できる人間がいなければ進まないと思います。 分限免職が問題になっていますが、知識や経験のある人を正当な理由もなく辞めさせず、解決に向けて協力してもらうべきだと思います。	浮いている年金のほとんどは基礎年金番号付番時の手帳番号未登録だと思っていました。 WMに全部収録されていると教えられていたものの、まれに名前が入っていなかったり、違っていたり、機械化の際に収録がうまく行われていないものも見受けられました。ここまで大規模とは思っていませんでした。	届けを処理する際や、裁定処理する際、名前や住所の漢字や読み方のついて確認するよう指導されていました。裁定の際は旧姓も含め、氏名索引をすることも指導されていました。 どんなに氏名索引をおこなっても正しく収録されていなければ出てきません。 手管理の頃からの間違いも多くあると思われますが、オンライン化の際の確認不足は大きいと思います。
11871	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		労働力、時間、予算、決断力。 マニュアルの整備。	システム開発課に在職していた時に、誰のもの分からないデータがある事を知りました。	通常業務を遂行することに精一杯でした。 力のない職員にはどうすることも出来ない事象でした。
11872	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	現時点で発生している問題については地道に1件1件解決していく。 今後は関連する制度(雇用保険とか市町村でしているような事務など)を年金含めて一体化した制度にして、被保険者が手続きするのも簡単にし、被保険者の制度内の変更も簡単にできるようにした方がよいと思います。	入社した当時から違和感を感じていた(H17.4)	仕事をしていく中で未統合の記録があっても、最終的には年金受給時までに整備されていればよいとう風潮に染まっていた。考え方が世間体とギャップがある組織の風潮と度重なる制度改変に社保のシステムが追いついてないことが原因と思います。
11873	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	専任者の人数を増員し一つ一つ調査・確認していくことと同時にひとりひとりのお客様(ご家族等)のご理解・協力を得ていくこと。	制度の信頼を大きく失ったものと認識している。平成18年頃。	精神誠意調査・確認行い解決に結びつくよう仕事に取り組んでいる。社会保険庁だけでは、記録を整備することができないため国民一人ひとりの協力なしにはできないということをはっきりというべきだったと思う。また、行政のみの記録管理には限界があること。
11874	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にない	マスコミ報道に疑問を持ちます。正確な情報を発信して頂きたいと思います。 例えば働いていれば全員が厚生年金に加入していたと思わせる様なコメント 等。	存在を知ったのは、年金特別便が郵送される様になったときでした。 大変膨大な件数の処理に取り組まれることになり、創造を超える事と 対応する私達の知識が追いつかない様な気がしました。	一件一件丁寧に対応しましたが、記録内容にもっと添うシステムが必要だった と思いました。
11875	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	これまでどおり、一件ずつ正確に調査をしていくしかないと考えます。	国民の信頼を失うこととなった大きな問題であり、絶対にあってはならないことであり、早急に解決すべき問題と考えています。 存在については、年金記録問題として世間に公表された頃と思います。	窓口・電話対応時に加入記録を確認し、整備していくよう対応しています。現在は、年金記録照会センター等専門業務として対応しておりますが、人員が足りないように考えています。
11876	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	未解明の記録について、組織として最後の1件まで解明に取り組むこと。また、今後の処理の1件1件を正しく行い、正確な記録として残していくことだと思います。	不正確な記録により、正しい給付が受けられなくなるのみならず、今回の年金記録問題により、本来正しく処理されている年金記録までもが、国民の方から正確性を疑われることとなったことを考えると、非常に重要な問題だと認識します。 年金記録問題に関して知ったのは、報道(国会でのやりとり等)されるようになった頃です。	お客様の申し立てについて丁寧に聞き取りを行い、対応しようとしました。また、前述しましたが、1件1件の処理を正しく行うこと(チェック体制を含め)が必要だと思いました。 反省点としては、基礎年金番号導入時に、それこそ今回の特別便のような確認の方法で、積極的に手書統合を勧奨すればよかったと思います。
11877	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	一つずつ、少しでも問題を解決していく。	解消しなければいけない問題だと認識していました。 採用が決まった月にテレビ放送で知りました。	法令にのっとり正確な事務処理を行い、不正処理を行わないよう業務にあたっていくことが重要だと考えます。
11878	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	入念においては積極的に受給権者や被保険者に電話などで働きかけるものもあるが、特別便などは働きかけなくてもよいというルールが残り件数を減らすことの妨げになっているのではないかと感じた。 そういった境界を設けずに、積極的に動くべきだと思う。	事務所の通常業務に影響が出ない範囲で事務所全体で念頭において業務を進めなければならない問題だと思う。	本人と思われるものについては、積極的に電話や手紙を送りコンタクトを取って対応した。 起こったことは仕方のないことだと思うので、反省を踏まえ迅速な対応のできる体制を作っていくべきだと思う。
11879	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録関係に携わった経験のあるものを召集し、WM記録と紙台帳記録を照らし合わせ、記録照合確認作業を進める。	誰のものにも結びついていない年金記録が、5000万件ある。 約、2年前に認識。	一刻も早く本人の記録と結びつけられるよう、本人と話をしながら事業所検索を行い、空白の被保険者期間を明白にした。 平成9年基礎年金番号を導入した時点で、時間をかけて年金番号の統合を進めていくべきであった。問題発覚後、解決を急ぎ過ぎたため、さらに問題が発生していったように思われる。この問題は解決までに長期を要するものであったにもかかわらず、短期解決しようとしたため、かなり無理が生じた。十分な説明もないまま、国民の不安と怒りをあおり、社会保険庁職員関係者の精神的苦痛を招いただけであった。
11880	地方庁	その他(社会保険事務局)	職場内の文書やマスコミ等の報道で知った問題以外は知りません。	とにかく今できることを積一杯するしかないと思いますが、年金記録問題では残っている台帳等の資料を再度、時間をかけて調査し、本人の記録に結びつく資料を探し、本人への聞き取り等も含めて総合的に判断し、本人の不利益にならないよう誠意をもって対応したうえで、どうしても事実確認に結びつく資料がなかった場合は救済案の対象外とするしかないと考えています。	マスコミでの報道ばかりが過熱し、実際にはどの程度組織ぐるみだったのか、本当に職員が指導したのか、と信じられない気持ちでいっぱいでしたが、なかには、社会保険職員が関わっていないケース(社会保険労務士や会計事務所等が関与)もあり、事実関係についてもっと時間をかけて精査すべき問題だと思います。ただ、私が最初に知った問題は、採用された翌年の平成10年頃、保険料を滞納している事業所に遡及して社会保険を脱退させていた「全喪問題」でしたが、その後、職員が一件一件その事業所を訪問し、事情を説明したうえで、再度加入してもらう方向で対処し、その当時できる最善の対応はしたと伺っています。その後10年以上に亘って、様々な年金記録問題が浮上してきて残念な気持ちでいっぱいです。とにかく、少しずつ信頼を回	マスコミ等の報道では県単位(事務所単位)で収納率を上げるため、出世欲のためと一方的な見解で社会保険全体が非難されていますが、真意は計りかねます。実際に「消えた年金」に携わっていた職員はすでに退職し、まったく経過を知らない平成採用の若い職員が非難され、その責任を取らされているのは正直、全く腑に落ちません。ただ、反省点として、きちんとした法律に則ったマニュアルが確立されていなかったことと同じ事務所(もしくは同じ部署)に同じ人を何年も配置していたこともその要因のひとつだったと思います。今後の対応策として、上司の決済だけではなく外部の第三者機関監査体制を整備し、希実に機能させながら職員一人一人のコンプライアンスを含めたモラルを高めていくしか方法はないと考えています。
11881	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に思い当たりません。	国民に迎合する政策に社会保険庁は惑わされずに、もう少し時間をかけてひとつひとつの問題を丁寧に解決すべきであると思う。	基礎年金番号に統合されていない番号があることは以前から承知していたが、 最終的には本人からの申し出により解決できると思っていた。	平成9年の基礎年金番号統合時にもう少し徹底的に掘り下げるべきであったと思う。
11882	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません。	いたずらに期限を決めて、それまでにどんなことがあってもやろうという気持ちは大事ですが、件数だけの目標になって内容が伴わないことにより、今後新た問題が起こることは必須であり、将来の年金記録問題について危惧しています。	問題意識をもっていませんでした。	
11883	地方庁	その他(社会保険事務所)				記録問題に関して誰かが取り組まなければならないので、積極的に問題と向かいあって解決したい。 反省点としては、他人事ではなく相手の立場に立って考え、誰かがやってくれるのでは無くて自からが問題解決をする。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11884	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	こつこつと処理をして、未解決の記録残数を減らすしかないと思います。	年金記録の記録不備者がこれほどまで多いとは思わなかった。2-3年で処理できると思っていました。 2-3年前、年金相談員をしているとき年金記録問題をしりました。	目の前にこられたお客様のその場で、整備処理できるものは、速やかに処理をし、依頼をかけなくてはならないものは、すばやく依頼するよう心がける。 かなりずさんだったように思います。この問題点の反省は、自分ひとりが、いい加減に仕事しても平気だと思っていたこと(ちりも積もれば山となる)からスタートしていたのでは、ないでしょうか？その一人が沢山いたいた。そして最終チエックの甘さ。今後、このようなことの無いように、一人ひとりが注意していく事が大切なのでは。 お客様の対応に気をつけて、記録も慎重に取り扱う必要があると思います。
11885	地方庁	その他(社会保険事務局)			過去の記録が誰のものかわからなくなっていることが問題と認識していた。 くわしく理解したのは社会保険事務局に勤めるようになってから。	手作業になると思うが根気よく紙台帳を入力していくしかないと思った。 補正をしている時などに前後の人の記録が入っていなければ入力できるようにしなければいけないのではないかと思った。
11886	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題については社会保険庁の最重要課題であることと認識しています。 また、件数など具体的なことに関しては国会でこの問題が取り上げられ始めた頃に知りました。	年金給付課に配属していた頃は年金受給者の再裁定に全力をあげるよう努力しました。 しかし、再裁定完了までの時間が当初かなりかかってしまったため反省点として挙げられると思
11887	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じておりません。	年金記録整備に特化したセクションを設けて、集約的に照会業務を行う。	適正な事務処理が事務員(謝金職員を含む)に浸透していなかったために生じた専門知識の伝達不徹底が、問題の原因と考える。	研修制度が不十分なので、業務を行うにあたって専門知識に関する資格を取得したり、その他の資格を取得して、自己研鑽を行っている。 専門知識の研修の充実が図られていないことは、人材流出につながるため、組織のマンパワーが減退することになり、ひいては国民に対するサービス低下が引き起こされる可能性を高めている。そのことが、反省点と考える。
11888	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	人員の増員。	年金記録問題は早期に解決しなければならないと認識していた。年金記録問題が存在することを知ったのは、採用され、期間照会を日々の業務で携わる頃。	問題意識を踏まえて、年金記録問題を早期解決するよう取り組んだ。年金記録問題の反省点として、記録の管理が徹底していなかったから。電算化するときの移管作業が万全ではなかったか
11889	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		年金の記録が、消えていることなど、ありえないと思っていました。特に年金を受給されている方は、年金を請求された時に、基礎年金番号が導入される前の記録は、窓口で確認したり、裁定請求書の審査の段階で、氏名索引等で全てが確認されているもと思っていましたが、実際に相談受けているなかで、そのときの調査不足とか、ご本人への確認が不足しており、本当にその方の立場に立った仕事ができていたのか反省させられる事が多くありました。また、オンラインに登録されていな記録があると知ったときは非常に驚きました。やはり、コンピューターの性能がいくら良くてもそれを扱う人がきちんとした、取扱をしていなければいろいろな問題が起きてしまうのだと思い、再度自分が携わっている仕事の重要性を改めて思い知らされました。 平成16，17年頃給付課を担当した頃、国民年金の保険料を納付したはずだが未納になってるとの相談をたまに、受けたことがありましたが、そのときは市町村にも納付記録を確認したり、国年の旧台帳(マイクロ)を確認したりして未納であったのでご本人の勘違いではないかと思っておりました。その後、平成18年から記録照会の調査事務が始まり、色々な記録問題が存在することを知りました。	まず、相談にこられた方のお話をしっかり聞き、ご本人も忘れているようなことがないのか確認するように努力しました。その場で確認できないものは、安易に結論を出すのではなく、お時間をいただくようお願いしました。 大勢の方が、相談こられたので、、相談窓口の数を増やし、なるべくお長時間お待たせしないよな体制を作りました。 また、複雑な年金制度をご理解いただけるよう、分かりやすい言葉を使うように心がけ、若い職員にもアドバイスをしながら相談を受ける職員全体のレベルを上げ、相談に来た方が満足いただけるようにしたいとおもいました。 記録問題は、回答いただけた方の回答もまだ終わっていな状況ですが、いまだに回答いただけていない方が大勢おられ、この方たちの記録について確認をどうしたらいいのか、また、どうしたら回答がもらえるようにようになるのか課題として残っています。 また、今回の問題で失った、年制度への信頼、職場への信頼回復のため、より国民の皆様の立場に立った仕事をしていく必要があると思います。
11890	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	公表されている問題以外、認識は特にない。	紙台帳がオンライン化されていないものを優先に記録確認すべき。 紙台帳との全件突合せは新たな記録問題が発生する恐れがある。	大量な紙媒体による人的な記入誤りや、電算化する際のパンチ誤り。 オンライン記録と紙台帳記録の不一致を発見したとき。 社会保険に採用された時から分かっていた。	記録調査依頼があった場合、記録の誤りがないか親身になって調査した。 大量の紙媒体を長期間管理するなかで、一定止むを得ない部分もある。 しかしながら、これら事象は過去から分かっていたはずで、少しづつ対応していくべきであったと思う。せめて年金請求時には詳細な確認が必要であったのでは。
11891	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません	最後の一人まで手番を見つけるとのことですが、自分の職歴がわからない人も多く、何回も回答がない人に調査をするのではなく、調査の要請があった人を時間をかけて調査するだけにして、今後、新規で番号を払い出さないよう徹底的に周知し国民の意識も変えていく。(この騒がれている中、20才以上で新番を払い出す人がいます。)		外部委託に氏名の入力をさせたのがいけなかったと思う。しかし長期間個人の記録を管理しるのは大変なことであり、今のようなコンピューターのない時代では仕方がなかったこともあると思います。被保険者自身の認識も低く、手帳番号をいくつも払い出している人も多いのが事実で、もう少し広報する必要があったと思います。
11892	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	知識を持った人員を確保する。 それぞれの地域のノウハウを共有する。	国会等で取り上げられた際に初めてその規模を知りました。 解決までに時間を要する問題と認識しました。	窓口等にこられた際には違う用件であっても記録を確認するようにして一件でも多く未統合の記録をなくそうとしています。 行政側は「きっと本人は覚えているから大丈夫」と考え、 被保険者は「国のやることだからきっと自分が忘れていても記録は大丈夫」と考えた意識のミスマッチに気付かずに真剣に取り組んでこなかったことが一番の反省点と考えます。
11893	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ありません。	知ったのは、平成17年度頃です。	国、又は社会保険庁が記録管理システム構築が遅すぎた為と思います。
11894	地方庁	その他(社会保険事務所)	別人の手番が間違って統合されていたことがあったらしいです。	地域によって特別便の処理残数が大きく違うので、都道府県単位の社会保険事務所で協力していけばよいのではと思います。	21年4月から任期付任用職員として働きだしてすぐ記録問題について考えさせられました。	毎日山のようにかかってくる不安や苦情のお電話を考え、その時点その時点で自分のできる範囲のことは真摯にお客様と向き合っていきました。しかし、『1年経てばもれていた年金が振り込まれると聞いたが、もうだいぶ過ぎているのに日にちはまだわからないのか』のようなお叱りには謝るしかなく、ふがいなさを感じました。
11895	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金に任意加入(4種)なされていた方に、4種として加入する以前の厚生年金加入期間が判明した場合において、4種期間を削除する必要がある場合があり、そのために年金の記録は判明により追加されたものの、結果として年金額が減ってしまうこと。	記録が判明した方に対しては、4種期間を削減し、このことにより年金が減額となってしまうことを説明し、理解を求める。しかし、当時は今回判明した期間の確認がとれず、任意で加入しないと年金が受給できないため、やむを得ず任意加入し、保険料も全額支払っていることから、受発当時に4種に加入した方の4種は、たとえその後、4種期間以前に厚生年金加入期間が判明も、4種期間を削減しなくてもよいことにして欲しい。	年金記録問題とは、統合されていない年金記録がある問題で、その問題について問題と認識したのは、平成19年ごろだと思います。	年金の請求や、年金に加入するときには、他に番号がないかきちんと確認するようにしました。 反省点と致しましては、厚生年金の加入において、疑重複と思われる審査をきちんと行ったり、年金の請求等で窓口にお越しいただいた際には、きちんと他に記録がないか確認することをもっと徹底するようする。
11896	本庁	その他(本庁)	特に思いあたりません	迅速かつ丁寧に処理を行う	平成20年初めころ記録の管理の問題	本人に確認をとりつつ回復をおこなった問題点は他人の記録に対する意識の低さ
11897	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
11898	地方庁	社会保険事務所課長級以上		早期に特別便や定期便の調査に対する回答を行う。	国民年金被保険者台帳切替時など、庁は現存被保険者分の切替しか行わず、喪失者については、年金請求時に整備すればよいというような不完全なやり方をしてきたので、現場の職員は将来何か問題が起きるのではないかと危惧してきたが、それがやはり現実となった。記録問題はこれまでの法制度や記録管理の不備の累積によるものだと思っている。	できるだけ旧台帳などを保管すべきだと主張したが、その後転勤で仕事が変わった間に特殊台帳以外は廃棄されてしまった。 40年以上もの長期間記録を保管するするのだから、もっと将来を考えて厳重に取り扱うべきだったと思う。
11899	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	無し	ひとつひとつを確実に間違いなく片付けていく		確実になすしかないと思う。 経験者の多くが過去に処分を受けたことを理由に事実上の首切りがおこなわれたこと。つまり二重に処分されたこと。
11900	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	知りません。		平成19年5月頃、未統合記録5000万件の存在を知る。 その後、「年金記録問題に対する今後の対応」により概要を知る。 早期に解決しなければならないと認識している。	社会保険事務所において、示された解明作業ごとに対応している。
11901	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	業務経験者を重点的に専念させる。 業務経験者でなくても、一定期間の研修・テストで資質があると認められた人物を、重点的に専念させる。	昭和56年入庁当時、新規裁定のために記録照会を行っていて、その当時も厚年の手帳記号番号は一人一つとなっていたはずなのに、社会保険事務所からの回答で、複数の手帳記号番号が見つかることが多かった。 昭和63年に新規裁定業務が社会保険事務所で行われるようになり、新規裁定前に、厚年・国年・船保のそれぞれについて一つの手帳記号番号に記録を統合してから裁定を行うようになったので、それまでの、53処理(基本となる手帳記号番号で管理されている記録に別の手帳記号番号の記録を統合すること)や、54処理(基本となる手帳記号番号で管理されている給付記録に別の手帳記号番号の記録を統合すること)、および55処理(全記録入力)が行えなくなったはずなのに、平成9年に基礎年金番号がスタートした後も、再裁定は、記録判明によるものが多く、係を作らなければならないことがおかしいとは感じていた。 記録課に在籍していたときに、喪失被保険者期間の収録・訂正を行った事跡が、年金給付システムの改定記録のように残らないことに疑問を感じていた。	組織の一員として、業務取扱要領どおりに対応する以外方法がなかった。 記録整備に関する業務は、社会保険事務所で行っており、社会保険業務センターの業務部では、進達された届書を一日も早く処理することが求められていて、自分もその目的に専念した。 地方庁が絡む業務は、抵抗があり、なかなが難しいと聞いていた。
11902	地方庁	その他(社会保険事務局)	年金受給権者の受給原簿の標準報酬月額の登録もれや年金受給権者の退職届の提出もれの問題。	年金記録問題専門の職員の大幅な新規採用。	当初は、平成9年にスタートした基礎年金番号と手番の統合処理の遅延程度の認識であったが、年金特別便を送付する直前になって年金記録問題が大変な問題であると認識しました。	当面は、窓口や電話の年金受給者や被保険者の記録調査に入念な対応を行い、休日に紙台帳の調査に協力しました。 年金特別便を送付する前に、もう少し慎重な準備が必要ではなかったのではと思います(公約による期限のため早急に送付したためかえって混乱を招いたのでは)。
11903	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	現在、世間一般に知られている問題以外は知りません。	記録相違の申し立てがあったものについて、ひとつひとつ問題の解消をしていくことが最善の方策であると思う。	年金請求時にしっかりお客様に記録を確認してもらうことにより解決できる問題であると思っていた。 記録問題が国会等で盛んに取り上げられるようになった頃に詳細を知った。	直接な対応をとる部署ではなかったが、記録問題に関する作業支援の際は、少しでも解決できるよう、積極的に作業を行った。 この問題の反省点は、平成9年の基礎年金番号導入後にしっかりとした、フォローアップをしなかったことであると思う。
11904	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	知らなかった。報道による。	広報をもっと行うべき。大きな問題なので、学校の教育でも取り上げるべき。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11905	地方庁	その他(社会保険事務所)	マイクロフィルムなどが非常に見づらくて確認できないこともあるということを日頃感じます。	確認がしづらい事案に関しても、できる限り事実を究明したうえで、事実どおりに処理するのが正しいのではないかと考えます。	業務についてほどなくから基礎年金番号に統合されていない手帳番号があることは知っていましたが、年金受給手続きの際に確認をすることで、解決しているのだと思っていました。 その内容についても記載漏れや記載誤りがあることは知りませんでした。	未統合手番が判明した時点ですぐにお客様には番号の統合を行うよう説明、また統合処理をしておりましたが、年金請求時に検索・確認することで、ほぼ解決していると思っていました。 今回の記録問題で、想像を絶する数の再裁定を伴う記録の訂正が行われたことに愕然としました。 平成9年の基礎年金番号創設の際に、大々的に手番の確認を行っていたことを知りませんでした。本来であればその時点でもっと確実に未統合手番を減らす対策がとられていればよかった
11906	地方庁	その他(社会保険事務所)				
11907	地方庁	社会保険事務所課長級以上			被保険者台帳の管理が不充分等の理由により、基礎年金番号に統合されていない年金記録が多数あり、いわゆる宙に浮いた状況になっているという認識であった。こうした問題が存在することを知ったのは、約2年前のことです。	一人でも多くの受給者の年金権の確保のために、日々努力してきましたが、 対象者が多数ということもあって、再裁定の決定までに期間を要してしまった。
11908	地方庁	その他(社会保険事務所)				
11909	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	人海戦術で調査するしかないと思います。	問題になるとは思っていなかった。したがってマスコミ報道で知りました。	一般職員から幹部まで、全職員の責任感の無さがこの問題を起こしたのだと思います。
11910	地方庁	その他(社会保険事務所)			二度と正しく復元できないのではないかと、絶望的な認識を持ちました。	復元できるものはとにかく誤りのないように心がけています。
11911	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
11912	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	決裁者が足りない。	TVの報道で知りました。	本庁の指示がすぐ変更になったりすると、大変やりにくいです。
11913	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特記なし。			
11914	地方庁	その他(社会保険事務所)	しりません。	迅速に対応	年金手帳を沢山持っている方がありました。 重複取り消し等で処理	早く統合。
11915	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金の記録もれが生じているということで、窓口等にお客様が殺到したりして大変な問題と認識していました。マスコミ等で大きく報道された頃です。	特別便専用の窓口が設けられた時に、窓口に出たり、期間照会の回答を作成したりしました。年金の記録を管理するに当たって、管理意識がしっかりと出来ていなかった点だと思います。
11916	地方庁	その他(社会保険事務所)		必要な人員をできるだけ配置して処理するしかないと思う。	解決するまで時間(期間)がかなり必要だと認識していた。 平成16年頃	解決のため問題にできる限り関わろうとした。
11917	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	・現時点については具体案はありませんが、将来的に他行政との情報共有ができるようになれば解決できる内容もあるのではないかと考えられます。	・過去の年金制度の変更に関する情報の告知ができていなかったことで、国民がおきざりにされていたという印象を受け手いました。これにより年金に関する知識がないため、マスコミ報道を鵜呑みにする方々が多かったようでした。 ・平成9年になって基礎年金番号が手元に届いた時、突然とではありましたが、将来大変なことになるだろうと考えていました。	・対応する方々の話を丁寧に聞き取り、現行記録の矛盾がないかどうか等も確認した上で、可能性のある限り記録を探す努力をしました。 ・記録問題の解明にあたっては、もっと時間をかけることができたらよかったと思われます。
11918	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	厚年と船保 船保と船保 の期間重複	法令改正	この部署に配属されて数ヵ月後	年金局に照会するも回答はいまだになし 法令改正の必要あり 運用での記録補正は不可能。
11919	地方庁	社会保険事務所長		記録確認については、大量の照会があるなかで、処理にまわせる人が不足しているため、中々処理が進まない状況にあります。 人手の確保が重要と考えます。	厚生年金では、紙台帳のコンピューター登録の不備と検索システムの整備不足と考えます。 国民年金では、市町村台帳と突合ができていないことと、紙台帳も正確にコンピューター登録ができていないことが原因と考えます。 また、職員についても、被保険者の年金請求時の説明及び確認不足によりこの問題が発生したと考えます。また、この問題が存在することを知ったのは、平成18年になってからです。	問題解決に向け、積極的な窓口対応と、回答文書の作成を勤務時間以外も対応を行ないました。 また、今後このようなことが起こらないよう、コンピューターシステムの早期整備と人材育成が重要と考えます。
11920	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	承知していない	特になし	事務所に出向していた時期にオンライン登録されていない記録があることは知ったが、請求主義であったことから、問題であったとは考えていなかった。	年金加入期間の長さの問題、記録周知の問題
11921	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません	可能な限りのシステムによる対応とシステムによる作業ができないものについては、手作業による確認作業。	問題を知ったのは平成19年頃にこの問題が国会や報道がなされたころ。 手作業(紙台帳)により記録を管理しており、受給権者や被保険者が本来受け取る年金が低額	年金の受給が当分先であるとか、職員が適正な管理に努める意識が低かったことや、裁定請求時に整備するといった事務処理に問題がある。
11922	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		存在を知ったのは、世間的に報道されるようになってからです。 社会保険庁全体をあげて取り組むべき非常に重要な問題ですが、解明は困難で長期にわたり時間や人員や経費を要すると認識しました。 社会保険事務所に勤務していて人員不足を感じました。	社会保険事務所に勤務するようになって間もないころでしたので、自身は年金記録について知識を習得するよう努め、日々の業務では電話対応が主だったのですが、問い合わせてきた方の話をよく聞き、内容を把握し、職員の方に確認しながら慎重に対応するよう心がけました。 反省点を述べられるほどの知識や業務経験が私にはまだありません。
11923	本庁	本庁課長・室長・企画官以上			船員保険事業、社会保険病院等の見直し業務に従事していたので、よくわからない。	
11924	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし。	ひとつひとつ地道に解決していくしかないと考える。	年金記録の管理の不備が問題であると認識していた。年金記録問題と認識したのは、平成19年4月頃。	業務処理マニュアルを作成し、統一的な取扱いを行うようにしているが、細部において不明な点もあり、その対応でまちまちになってしまう点。
11925	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			○記録の不一致等は存在しているものと考えていたが、現在、言われているように職員の意識・体質が原因とは考えていなかった。 ○現在明らかになっているような大量の問題が存在していると認識したのは19年の春ころ	○記録問題に直接携わる業務についていなかった。 ○初期対応の遅れ
11926	地方庁	その他(社会保険事務所)			被保険者自身が年金に対して興味が無く、放置していたこと。 社会保険庁が保有していた紙台帳がWMに全て登録されておらず、本人確認が難しい状態であったこと。 この2点(それ以外にも主な問題点がありますが・・・)がこのような問題を引き起こした要因であると思われる。 本人があやふやな記憶しかない場合であっても保険者が正しく記録を管理していれば、はっきりと被保険者に対して回答ができるのに、あるかどうかもわからないため状態のあやふやな回答しかできないため不信感をあおっている。 照会業務に精通している職員であれば、すぐに見つけれる又は回答できることが担当したことが無い職員にはわからないような複雑な情報管理になっているので「該当無し」と回答したにもかかわらず後から見つかり余計な苦情に結びついたりしている。事務所の変遷や年金制度の変遷、制度自体が古いため戦時中のことなど現在の現役職員にはわからないことが多すぎると思う。 問題として認識していたわけではないが、元々各制度ごとに記録を管理しており、ましてや現在のようなオンラインで全ての記録が確認できるわけではないので一人に複数の年金番号が付されるのはいたしかたないことである。 被保険者にそれほどの知識や重要性が認知されていないので防ぎようがない。 偽名や生年月日を戸籍と違うものを使用したり被保険者自身が原因になっていることもある。 基礎年金制度発足後の採用なので、年金記録の登録モレに対しては初めから知っていた。その	適用課に配属されていたので、記録の照会や資格取得時に複数年金番号を持っている人に対して、年金制度と記録の統合が必要な旨を説明し処理していた。 これは個人だけでなく社会保険事務所全体でやっていたことなので、当然のことだと認識している。 反省点としては、紙台帳の記録が現在のようにオンライン上で確認できないため、記録のモレを訴えるお客様に迅速に回答できなかったことだと思う。 各管轄社会保険事務所へ照会をかけるため、不便だったと思う。 現在も時間がかかっているので改善されていませんが。
11927	本庁	その他(本庁)	とくにありません	ある程度5000万件が0件に近づいたら、国民に問題の解決策と経緯を記者発表等で公表すべきと思います。	今年の2月から社会保険庁に勤めました。	問題が発覚したときには、民間企業で勤務していました。
11928	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	記録調査に相当の時間がかかっている。 これを的確に早急にしていかなければ、国民の信頼は得られない。 それをするには人員が足りない。	この問題は100パーセントの解決は不可能あること。 受給権者(被保険者)の記憶と社会保険の記録が一致するほうが少ない。 人の記憶はあいまいで、社会保険の記録も確認できないものが多数ある。 平成19年4月ごろに知ったと思います。	受給権者(被保険者)の話をよく聞き、あらゆる方法で記録を確認する。 厚年手番の払い出し確認をしても、事業所名がわからないものが多すぎる。 事業所記号の入っていないものが多く、どうしようもない。 記録整備しないまま、見切り発車で特別便を一斉に送ったことが問題。 生年月日の古い受給者より送るべきであったと思う。 50歳未満の被保険者はあとで送付でよかったと思う。
11929	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	特になし	年金記録問題については、マスコミ、国会議員からの指摘により納めていた人の記録が消えているという事実を知った。当時社会保険事務所に出向していた時は、基礎年金番号に統合されていない記録があることは承知していたが、基礎年金番号に登録されていない手番については、年金裁定時に氏名検索等で手番を探しだし統合していたので、納付したにも関わらず納付記録がなくなっている事実があると知った時は正直驚いた。	この問題を認識した時は(平成16年頃)、経理課で経理の仕事をしていたため、直接年金記録問題に取り組める環境にはなかった。この年金記録問題が生じた原因については、職員1人1人のコンプライアンス及びガバナンスに対する意識の低さ、自分がやらなくてもだれかがやるのでないかといった職責のなさが招いたのではないかと思います。
11930	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	積極的な情報公開	解決しなければならない問題 入庁後(平成20年6月)	1件1件の記録整備に尽力すること 情報等検索システムの導入の遅れ
11931	地方庁	その他(社会保険事務局)		全力で取り組む	解決しなければいけない問題	時間外にWM等で調査をした

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11932	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	①原簿、マイクロ、台帳等との記録突き合わせ ②過去に遡り、当時の職員への聴取・作業内容の確認 ③職員(機構職員)の充分な確保 ④負の遺産の責任についての所在の明確化	始めの頃は、通常にある記録の漏れ、照合不足等による記録欠損が一部事務局(事務所)で発生しているものと思っていた。 おおよそ平成18年から19年頃に聞くようになった。 (当時は他部局に出向中)	当時出向中であったため、社会保険庁職員としての対応はなかった。 (ただし、深夜のコールセンターへの協力依頼等には対応している。) また、今般の記録問題の不祥事等については社会保険庁という組織に 非があるのは当然としても、(7)①③にあるような検証が充分に行われて いるのか疑わしく、世間等の激しい批判の中、日々業務に努めている 限られた職員の中で業務を遂行するにも限度があると思われる。 実際、かなりの職員は疲弊しており、今回の機構設立に際しても分限が あるなど、今後機構になった時の職員のモチベーションをどのように維持して いくのかが大事と思われる。 長年続いた組織のうみから発生している問題であり、予算と人員だけで解決できる問題ではな
11933	本庁	その他(本庁)	特にない。	大変申し訳ないが、行政側だけの努力では限界がある。ことある度に被保険者の方々へ納付記録の確認にご協力いただくしかない。	現場へ出向していた際(平成16年4月から平成19年4月)に、日々の業務手番が統合されていない方が相当数いらっしゃることを知った。	保険料を負担していたのに記録に反映されていないとの苦情も多かったため、未統合の手番をみつけしだい、本人のものか確認し、基番に統合する対応をとった。私の所属していた社会保険事務所では、かなり徹底されていたが、事務所によっては受給の際に統合すればよいとの対応をとっていた。社会保険事務所に来訪された方については、記録に空白期間があれば、必ず統合されていない手番があるか全国的に確認すべきだった。
11934	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	人数を増やして、1件1件丁寧に精査する。	年金記録問題については報道で知りました。 基礎年金番号に未統合の番号を消えたと騒いでいると思ってました。その後、紙台帳からコンピューターに記録を移行する際に、きちんと移行されずきえてしまった記録があることを知りました。	窓口や郵送で手帳を見る時には、必ず基礎年金番号に未統合の番号がないかを確認しました。未統合の番号があれば、すみやかに統合処理をしました。 紙台帳からからコンピューターに記録を移行する際に、きちんと移行されていることを確認しなかったこと、紙台帳を破棄してしまったことが問題であったと思います。
11935	本庁	その他(本庁)	特にない		年金給付に反映されない(宙に浮いた)年金記録がある。	反省点:記録の統合を先送りにせず、資格取得時等にきちんと整理すべきであったと思う。
11936	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません			
11937	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	世間に周知されていること以外は知りません。	民間から入ったまま、現場経験がないため、現状に即した意見はできませんが、社会保険事務所の窓口担当が電話を受けたり庶務的な仕事をしたり、また集計をしたり・・とたくさんの業務を急がせてやることは次のミスを招くのでは、と案じています。 仕事は単純作業に分けるべきで、パーツに分けることが正確性を上げると思います。	年金記録問題は民間にいるときに知りました。 どうしてそのようなことになるのか、実態が分かりませんでしたが、東京の千代田社会保険事務所へ見学へ行って突合作業を見て理解できました。 事務処理が杜撰だったということはあると思いますが、一概に社会保険庁だけが悪かったのか・・・というと、民間から見ていた時とは違う感想を持っています。 ただ、今後についてはやはりあいまいは許されないと思います。	事実確認を怠ったこと、自己判断が入ったことが問題です。 さらに、わからないケースが多いということは他の人も同様に感じるはずと考えて、 「こうすれば便利になる」「こうすればわかるようになる」と提案をしていくべきだったと思います。 しかし、これは意見を言わない側の問題でもありません。意見を言わせない、意見を言えない風土が間違いなく存在します。 これは民間でも同じです。 発言者のいない会議は、その会議の運営や会議の進め方、会議に出席している上の人たちの考え方を反映しているものです。 意見を言えば、言われた側は検証をしなければならない、それが面倒だ、意見は不平不満だとばかりに排除される、きっとそんな風土があるのだと思います。 意見を言った人をしっかりフォローする、しかも、意見の内容も有効な前向きなものになるよう部下を教育する、その仕組みがなかったのだと反省しなければなりません。 年金記録問題は、最後の事実だけを捉えていたのでは、解決したとしても次の問題を生みます。 管理職はそういう考えで人を育てていかなければと思います。
11938	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	特になし	年金記録は国民にとっての保険料納付記録であるため、正確に管理しなければならないものと考えていた。 したがって、報道等にあるように杜撰な管理がされているとは思わなかった。 平成18年ごろ	裁定請求時に本人が申し立てるというあまい考えがあったこと。 紙からオンラインへの切り替えで、確実に対応し、その際に本人に記録の確認をさせることが必要だったこと。
11939	本庁	その他(本庁)	知りません		正しい記録管理を徹底しなければならない問題だと認識しています。平成15年に採用となり、厚生年金の期間調査業務に携わったときに、記録の突合の苦労を知りましたが、5000万件も宙に浮いたままだったのを知ったのは、報道されたときに知りました。	年金相談窓口でご来所いただいてるお客様に記録の確認をしてもらうようにしました。 記録を管理する側、される側に誤差が生じないよう、情報を共有して確認しあうこと。正しい記録を管理するために書類等の情報の保管、整理を徹底していかなければならないと思います。
11940	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし			一生懸命がんばりましたし、これからも頑張ります。
11941	本庁	その他(本庁)			就職の都度、年金手帳番号を新たに取得する被保険者の多さに驚いていた。	事業主より資格取得届(新規取得)の提出があった際、生年月日・年齢等よりみて、過去に手帳番号を有している可能性の高い被保険者については、再度、手帳番号の所持・厚生年金加入歴の有無を被保険者に聴取するよう、事業主に指導を行い、可能な限り、新規の年金手帳番号の払出を防ぐようにしていた。 全国オンラインシステムが整備されていない前については、被保険者が別の年金手帳番号を所持していることを確認することは、困難であった。 戸籍にはフリガナについての記載はなく、事業所の担当者が被保険者に確認せずフリガナをふっているケースや被保険者がフリガナ・漢字を固定していないケースがあった。 戦前の厚生年金制度発足時より資格取得時に戸籍の添付及びフリガナの登録を義務付け、全国一本で複数払出をチェックする体制を確立しておくべきであった。
11942	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	真面目にやっていくしかありません。	私は勤務しておりませんでしたので、認識がありませんでした。	一生懸命やってきたつもりですが、まだ力不足でした
11943	地方庁	社会保険事務所課長級以上		経験者(退職者)を含めた事務処理体制。		基礎年金番号導入に伴う事業計画、広報経費に比べ世間一般にあまり周知および回答を得られなかった点が反省点と思います。
11944	本庁	その他(本庁)	特にありません。	被保険者の方お一人お一人に協力してもらい、地道に記録の判明に努めるしかないと思います。また、これ以上の問題を増やさないためのシステム作りが重要だと思います。	マスコミの報道で初めて知りました。	実際に現場に出た経験が無いため、対応をしたことはないですが、一人の職員が簡単に記録の訂正をできてしまうようなシステムがあったことに問題があったと思います。
11945	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	サービス精神をもって能動的に記録の突合をめざすべきだと思います。	入って半年のためわかりません。	わかりません。
11946	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	職員一丸となり一つでも多くの記録を紡げていく事だと思います	報道等では消えた年金と騒がれていましたが 消えているのではなく、宙に浮いた上体でほとんどの方が年金に対して 関心がなく基礎年金番号が出来た時に放置されていた方が多数 みうけられました 個人個人が年金に関心を持ち、自分自身の記録に対し管理を怠らなければ このような膨大なまでの件数にはならなかったのではないかと考えます	お客様の立場にたち話を聞き 少しでも解決の糸口を見つけようと思いました
11947	本庁	その他(本庁)	ありません。	元々地道な日常業務の中で発生したものですから、地道に確認をし続けることが解決への道と信じます。 また、今後一切再発させないよう、厳格な業務処理を心がけることも重要と思います。 要員が十分にいるのであれば、ダブルチェック、トリプルチェックと増やすことで事務の精度を上げることができますので、コスト増要因にはなってしまいますが、今後同様の問題を発生させないためには、有効な方策と考えます。	入庁前にすでに大きく報道されていましたので、報道で知っておりました。	そのために、自分ができることがあるはず、と考えてこちらに参りました。 過去については直接経験しておりませんので反省点を申し上げることはできませんが、過去の問題を解決するのに人を割いていても、現在の業務を一切疎かにしないことが、今必要なことではないかと考えます。
11948	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金記録判明＝必ずしも年金額増額にはならない。 ・標準報酬が低く、加入期間が短く、基礎年金にも反映されない厚生年金記録が判明した場合、減額されてしまう。 ・厚生年金期間の判明により、厚生年金加入期間が20年を超えてしまい、加給年金給付対象外となってしまう。 ・厚生年金の判明により、国民年金の期間と重複していた場合、国民年金期間の記録補正を行うが、旧法者などは、国民年金の期間が短くなったことにより、旧法国民年金の受給権者ではなくなってしまい、通算老齢年金扱いとなるケースがあるが、昭和5年4月1日以前生まれの期間短縮の加算がある人は減額となってしまう。	記録判明者には、事実を説明する必要がある。事実を理解していただいたうえで、統合処理は行わない、という選択をするしかない。 ただ、こういった記録は永遠に統合されないため、年金記録問題の完全解決には至らない。 一番の解決方法は、記録判明者の不利にならないような法整備しかない。	記録問題発生前は、職員が年金手番を持っていることがわかったとしても、基本的にこちらから「ほかに勤務していた会社はありますか？」とか、「昭和○○年頃、○○関係の仕事に従事していたことはありますか？」とかは聞いていなかった。入庁して1～2年あたりから、「どうして教えてあげないのだろう？」と不思議に思っていた。「でも裁定請求時にはしっかり確認するんだろうな」と、自己完結させていたので、それほど大きな問題だとは思っていませんでした。	私は、提供できるギリギリの情報は、被保険者に話していました。戸別訪問時には、保険料納付勧奨を行いつつ、未統合の記録は、年金手帳確認のうえ、届出を受理しました。 せめて、基礎年金発足当時に現在のような年金記録問題に関する事務処理を行えたら・・・と常に感じています。反省点は「取り組みが遅かった」ことだと思います。
11949	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じ上げません。		平成19年に国会で議論されてから。	事業課に所属していなかった(総務課所属)ので、国民からの電話照会対応の応援に参加した。国民への説明不足であったと思う。
11950	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知りません。		未統合記録として5,000万件存在していることを知ったのは、国会で問題になった平成19年ごろだったと思います。 基礎年金番号が平成9年に導入された際、複数基礎年金番号が付された方がいることは、当時から知っていましたが、手帳記号番号を複数持っていらっしゃる方の記録の統合等は順次行われているとの認識でおりました。	当時は問題意識は持っていませんでしたが、現時点でみた場合、統合の方法等に工夫をするなどしていたら、未統合の方は相当数減っていたと思うと悔やまれます。
11951	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	「世間一般に知られていない問題」というのが抽象的で回答の仕様がない。	年金特別便の未回答の方へのフォローアップや、紙台帳との突合せなど現時点で行っている方策を継続して行っていくことが重要と考える。また、ここまで問題解決に時間がかかっているのは記録の相違が発覚まで長期間かかったことにより証拠書類等が存在しないというのがあると考える。今後発生することを防止することから被保険者への記録をお知らせすることが重要である。	記録に携わる部署にあまりいなかったので、平成9年に基礎年金番号化した際に統合されていない記録があることは聞いていたが、最終的には年金の裁定請求の際に統合をするということであったのでここまでの規模の記録が統合されていないとは国会答弁等で問題となるまで認識はあまりなかった。	年金記録問題は個人で対応すべきものではなく組織として対応すべきものと考える。この問題の反省点は、記録の統合ができていないものを証拠書類等が存在しない年金の裁定時に行うということ及びこれまで年金の裁定の時まで被保険者が自身の記録を目にする機会があまりなく記録の相違があったとしても発覚までに長期間を要し証拠書類等が存在しなく確認がとれない状況に問題があったと考える。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11952	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			問題認識：国側と国民（雇用者、被用者）側双方の都合によるイレギュラーな対応の蓄積による制度の歪み。 問題の存在を知った時期：国会で年金問題が議論されたことによる。社会保険庁への出向者。他庁省の者でマスコミを通じて知ったものであり、明確な時期は覚えていない。	対応ぶり：記録問題については、これに係るのシステム調達内容の審査等に間接的に係わったが、(8)における問題意識にストレートに係わる立制度運用に係わるには携わって来ていない。 反省点：イレギュラーな対応が必要な場合についても、それについて業務処理の標準化、ルール化を行い、これを徹底すべき。
11953	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	年金記録問題専門の組織事務所以外の所に設ける。	社会保険庁の怠慢が招いた結果であり、職員一丸となって善処しなければならない。 平成18年頃。	お客様が十分に納得がいく調査をしていく。 年金記録を管理するという大切な業務を安易に処理していたことがあげられる。制度が発足して以降、何十年後の今日を見据えた対応がなされていない。
11954	地方庁	社会保険事務所課長級以上	「世間一般に知られていない問題」ということですが、語りつくせない問題があります。そのまえに、このアンケートは何を期待したものであるかを明らかにしていただきたい。これまで単純化され偏見的な報道により、ここまで年金制度運営を破壊しつくしたあとに、いまさらこのような質問を行う意図がわからない。『世間一般に知られている問題』とは社会保険庁職員の悪事により年金記録が無くなり国民が被害を受けた、ということですので、「世間一般に知られていない問題」というのは、一方的な"社会保険庁＝悪"ではなく、客観的な問題意識ということになります。人は原因と結果を関連えるものですが、「悪い社会保険職員がいたから記録が無くなった」のではなく、「記録が無くなったから社会保険職員は悪だと認識した」ということです。ですから、なぜ記録が無くなったのかを客観的に検証しなければなりませんが、そのようなことを誰が考え・期待しているのでしょうか？年金記録問題については、かなり意図的な報道がされていることは事実です。具体的な意図とは、①日本の年金制度を崩壊させること、②社会保険庁組織を崩壊させること、③福祉政策を切り捨てること、です。これまでの報道経過を誰が振り返っても、これらの意図を感じるのではないでしょうか。年金記録の管理は社会保険庁単独では出来ません。事業主からの届出と被保険者の協力意識が無ければ、まともな運用はできません。これはどんな法律についても同様のことです。ですから、「社会保険庁の記録の管理体制」と同レベルで「事業所から正しい届出がされていたのか」と「被保険者は正しい申し出を事業所にしていたのか」について検証しなければならないはずです。そこのところに『これまで世間一般に知られていない問題』があります。これを区分けすると3つになります。①社会保険と事業所の関係、②事業所と被保険者の関係、③社会保険と被保険者の関係、です。 〔社会保険と事業所の関係〕 ・おそらく昭和50年代以前は、ほとんどの事業所が採用時からの資格取得届出はしていなかったと思われます。見習い期間と称して保険をつけていない事例はたくさんありましたし、従業員から会社が保険をつけてくれない等の連絡もありました。当然、社会保険事務所として指導を行うわけですが、指導に従わない事業所はたくさんありました。ですから、会社で働いていたけれど、年金に加入していなかった事例はかなりたくさんあります。 ・適用調査をすべての事業所に対して毎年行うことが理想ですが、それは現実的に無理でした。ですから適用もれは、多く存在していたことと思います。ですから、実際の報酬より低い届出されている事例はたくさんあります。算定基礎届出時の調査も行っていましたが、全員に対して行うことは無理でありました。 ・事業所に対して算定基礎説明会を毎年開催して制度の周知を目指していましたが、算定基礎	解決方法ということだが、ここまで年金制度を破壊しておいて、いまさら何か？という思いが強いのだが、まずは現状を確認することからはじまるのではないか。現状の国民の意識は、年金記録は基本的に間違っているものと認識されている。これに対して、現状は国民の要望・希望・欲望を最大限に認めるという方向で動いている。だが、そこには大きな問題が3つある。 ①実際に窓口相談をしていえることだが、年金記録のほとんどは当然正しい。 ②本人の勘違い、もしくは悪意で申立をしているものが相当数いるということ。 ③これにより莫大な年金財源と税金が、本当に湯水のごとく使われている現実がある。 まず、この3つを国民に緊急に認識させる必要がある。 「社会的ジレンマ」という考え方がある。個人の利益の最大限化を追求すると、ごく一部であれば社会全体で吸収できるが、ある点を越えると、構成員全員の不利益を招くというもので、いままさに全員の不利益を招いている状況ではないか。これはおそらく、それ（年金制度崩壊）を喜ぶものにとっては好都合なのであるが、国民自らが汗水たらして必至に蓄えた虎の子（年金財源）を、悪かな国民自らがせっせと食い潰している状況と解釈する。 だから解決に向けてすることは、①②③を徹底的に国民に周知するしかないと思う。	年金記録について、正しく統合されていないことは認識していた。それは期間照会業務が一人区以上の仕事としてある現実においてである。何で期間照会業務があるかと言えば、安易に年金番号を払い出してきた結果であり、それについて危機感が有ったからこそ基礎年金番号を迎入したわけで、その程度に問題として認識していた。年金記録について各年代でそういう認識はあり、実際に通達も出ていた。基礎年金番号という発想はそういう意識から発したものである。だが、大々的には出来なかった、というのが現実。そこにはいろんな問題があったと思う。職員団体ということもあっただろう、だが、労働環境もひどかった。体制の制約や予算措置の問題もあった。昭和53年採用時から、番号の重複はひどいものがあったし、考えられない届出もあった。記録の不突合や疑重複については、大々的ではないが日々の業務の中で審類審査や年金相談などで、職員それぞれが記録確認を行ってきたことは事実である。	・ある程度の電算化が進んだ段階で、被保険者に記録を知らせる取組みをすべきであった。 ・年金制度を国民にもっと予算をかけて周知するべきだった。 ・ただ、現時点においては、マスコミ等で偏った一方的報道に対して、社会保険・事業所・被保険者の3者による関係性について、本当の現状を伝えたうえで、利己的な個人利益を追求した振る舞いを行うことは、国民一人一人の不利益に確実になることを正しく伝える必要がある。 これは一言で言うと、社会的共通認識をもて！ということであり、いまの日本社会で失われたことであるのだが・・・。 ★今後の年金制度行政について考えると非常に暗い気分になる。今後、厚生年金の収納率は下降すると推測できる。現在の収納率は、すばらしい組織体制によりこれだけの高収納率を維持できていると、国民に胸を張れるものである。しかし、それも間もなく崩壊する。そのあとに残るものは何か・・・。収納率が低下した場合、納入していない事業所の被保険者には年金を支給しない制度改正が必至となるのではないか。そんな気がする。今まで日本は世界のどこの国も遭成えなかった健康保険制と年金制度を構築した。それを自らの手で崩壊させようとしている。愚かとしか言いようがない。競争原理・市場化・官から民へ、などを真に受けて～本当に愚かであります。 ★「反省点として～」との質問でありますが、あまりにも都合のよすぎる質問である。現時点での反省点など何の意味があるのですか、数限りない悲惨で無念な歴史を振り返ったときに、現時点での反省点など何の意味があるのか？己の人生を振り返り、ギャンブルで負けた結果に対して現時点で反省点など挙げられるものでしょうか？本当に一言で言うと、『国民みんなが何となく年金について考えていなかった』ということであり、それに対して『誰も周りの空気を読んで大きな声を発しなかった』ということであり、それは今現在も様々なところで現在進行形であり、年金問題についても過去を精査できない以上、ある程度で納得しなければどうしようもないのではないでしょうか。国民は『国（年金制度）』には何をしても盤石と思っているが、そんな根拠はどこにもなく、結局大損するのは国民自身ということに、気づくときは来るのでしょうか・・・。
11955	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じません。	日本年金機構の設立後しばらくは、現場も混乱する可能性が高く、今のペースで問題解決を進めていくことは難しいのではないかと思われますので、社保庁に在籍していた職員の有効活用をすべきと考えます。 また、野村修也さんが主張されていた対応案は、採用すべき考え方ではないかと思います。（国民に対するキャンペーン、資源の有効活用など）	基礎年金番号に統合されていない手帳記号番号があることは、基礎年金番号が導入される時から認識していた。 ただ、年金が裁定されるまでに確認されれば支障はないものであるという話を聞いており、社会保険事務所において届書の処理をしているときは、確認ができたものについて統合を進めると言うことで業務を進めていた。	可能な範囲で記録の確認と統合を進める。 過去記録がずさんに管理されていたことについては唖然とした。 年金制度が複雑であることも問題である。
11956	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	きちんと実態を把握し、訂正すべき事案は早急に対応し、受給者の方々の迷惑なら内容にすべき。	例えば、厚生年金であれば、標準報酬月額の訂正を行ってしまえば、当然目先の保険料の支払いが滞ってしまっている事業主であれば、安易な保険料逃れをおこすこととなる。しかし、こうした処理を行うことによって、将来受けとる年金額が低くなるという問題がるということは事業主はそこまで意識無かったのだろう。結果として、今回のような問題が生じたものだとの認識。 また、問題の存在については、国会等において、この年金記録問題が議論されてきたところに知りました。。	被保険者等の皆様については、大変申し訳なく思います。 直接には記録問題担当ではない部署におりますで、何か対応をしたということはありません。 この年金記録問題は、昔年からの社会保険庁における重要な個人を扱っているという意識の欠如あると思います。 いずれにしても、早急な記録の整備、お客様に正確な年金の支払いを行うことが必要と考えております。
11957	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。		窓口対応時の問い合わせのほとんどが、何十年も前のことで、本人もはっきり覚えていなかったり、本人が亡くなっていたりすることがあり、そのことが窓口対応や事務処理の遅れの原因となっていると思います。 名寄せ記録の中には事業所記号が未入力等で記録が整備されていないものがあり、確認に時間を要した。また、名寄せ記録は期間の短いものが多く、昔の事とゆうこともあり、覚えていなかったり、思い出せないことが多かった。 年金記録問題の存在は年金記録問題への対応を行うようになってからです。	当時の事を思い出してもらうため、可能な限り情報提供を行ない、記録確認を実施しました。 特に来訪者の多い事務所では現場での混乱を避けるためにも、記録整備を完全に行ってから、実施すべきではないかと思いました。昔籍社保に払出簿等の確認をするのにかなり時間がかかり、来訪者に迷惑をおかけした。
11958	地方庁	その他（社会保険事務所）	年金記録に関する問題について、これまで公表、報道されたもの以外は知りません。	お客様への誠意あるサービスの提供を徹底するためには丁寧な対応は勿論のこと、何よりもお客様の求める年金記録の調査を徹底的におこなうことが、我々に求められるニーズの核心となると考えます。今後も継続して、現在も未統合の年金記録の一件一件についての調査を引き続きおこない、一件でも多く、未統合の年金記録を解明していくことが必要と考えます。	年金記録問題が起こるまで、期間調査などの業務に携わっていなかったため、問題の具体像が解っていませんでした。この問題が起こってはじめてその全体像を理解し、大変な事態だと思いました。年金記録の管理が徹底されていなかったことに職員として非常に恥ずかしく、落ち込んだことを覚えています。	とにかくお客様のお話を一件、一件、よく聞き、記録判明に繋がる手掛かりを少しでも多く収集することでお客様の要望である記録解明に努めました。私の対応が、直に接する個々のお客様からの、我々に対する信頼回復のほんの少しでも一助となることを願いました。
11959	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	公表案件以外で知りえている問題はなし		年金記録問題を認識していなかった。 平成7年ごろにご本人が複数手帳をお持ちの方がいることは認識していた、それまで請求主義とされていたため記録問題として認識していなかった。	当時は記録問題としての認識がなかったため、特に対応はしていない。 現時点からみると、基礎年金番号が付与されたときに、重複手帳番号の整理等を徹底的に行うべきであったと思われるが、関係者が状況を把握していながら、体制整備の予算等の要求を行っていなかったのか、問題として挙げたが却下されたのかなど明らかにすべきである。
11960	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	以前、新聞記事か雑誌記事で読みましたが、野村弁護士がおっしゃっていた記録の統合へ力点が向いてますが、いかに記録を認めるか、救済するかという方向に力点を置くべきと思う。 実際、政務三役はじめ記録回復委員会において、回復基準が検討されているとのことなので、しっかりとした基準で認めていくのがよい方向と思う。	社会保険庁だけでなく、公務員全体の信用を失いかねない問題と思う。 国民の皆様からすれば、「国がやっているのだから間違いはない」と思うのが自然であり、特に年金記録は長期にわたっての管理が必要であり、自分自身ではなかなか管理できるものではない。 その信頼を裏切る行為であると認識。	
11961	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし。	出直に、ひとつひとつ記録を調査するしかないと思う。	社会保険事務所年金給付課在籍時においては、裁定請求書処理前に、入念的に氏名検索・疑重複照会により申請以外の記録の有無の確認を行うことは当然であると認識していた。 しかしながら、記録問題が国会において取り上げられ、国民からの厳しい批判を受けたことを考えると、「申請された範囲」でのみ処理を行っていた者が少なからず存在していたということであると認識している。	基礎年金番号導入前においては、複数の年金手帳を保有している者は全く珍しくなく、しばしば裁定請求書に数冊の年金手帳が添付されていた。 また、年金手帳自体は会社が保管していて、退社時に本人に引き渡す事例が多かったと聞いており、被保険者本人は「何となく給料天引きされているから加入しているらしい」程度の意識ではなかったか。 被保険者個々に対して、強く加入者意識を持っていただくための広報等が必要であったのではないかと思う。 また、諸々の社会保険庁問題が注目される前は、非常に労働組合の発言力が強く、本庁において「地方に仕事をさせることは悪である」、「どうせ組合協議でダメ出しをされるので、適当なところで妥協しておく」という意識が醸成されてしまったことも原因のひとつではなかっただろうか。 ねんきん定期便のような事業を、もっと早期に開始していれば、記録問題がここまで大きくなることはなかったのではないかという思いが強いが、健保被保険者証の検認ですら、労働組合の反対により定期的に実施することにこぎつけるまで相当な紆余曲折があったやに聞いているので、
11962	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	なし	リソースの不足が最大の問題であり、とにかく他の業務との関係で優先順位を大臣（中期目標）及び機構理事長（中期計画等）が明確に示すことが不可欠。適用、徴収等の業務ももちろん大切だが、残念ながら、記録問題で役に立つ職員＝他の業務でも役に立つ職員であり、社会保険庁職員の中でも特に幹部クラスには本庁も地方も真に年金記録問題のキーパーソンたり得る職員は多くはないという事実を受け止めて体制を組むべき。この2年間は「機構の全職員にとって記録問題こそが最重要課題」ということを各事務所単位ではなく本部が職員に徹底し、それに併せて職員の評価ができるのであれば職員も頑張ってくれると思う。	[redacted]。次々に新たな事象が出てくるにつけ、非常に奥が深く、単に社会保険庁という組織の問題にとどまらず、まさに年金制度に対する信頼を揺るがす問題であると感じていた。	[redacted]ねんきん特別便の対応の時期であったが、特別便の対応及びその支援に職員を従事させるために、 ・人事評価においては本来業務の成果が十分でない場合でも記録問題対応への貢献を評価すること ・厚生年金の徴収や国民年金の強制徴収、未適用事業所の職権適用等に従事する職員の人数を事務所ごとに絞り、それ以外の職員は記録問題の支援に回すこと を所長会議等で指示したが、個々の職員と話すと必ずしも指示が浸透しておらず、人員シフトが思うように進まないことを痛感した。 やはり、人事評価制度の中で、全職員について記録問題への支援を明確に位置付けることと、

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11963	本庁	その他(本庁)	なし	なし	年金記録問題は、制度的な問題もあり、取り扱う行政の問題もあると思う。 件数的なものはもちろんわからなかったが、宙に浮いた記録が多数あるのは現場におればすぐにわかることかと思う。 問題を認知したのは、採用2年目で国民年金業務に携わってから。その際には、記録統合は裁定請求に来た際にするべきものだという考え方が一般的であったように思う。	国民年金の収納業務において、お支払いしていただきたかったため、H16年ごろ、記録の整備を承っていた。もちろん未納者しか対応できないが、結構好評で納付に結びつけることができた。 推進員等にもお勧めしたが、職員ではないのでよいことだけとできない現状があった。 反省点 20歳以上の方は必ず加入している状態にすること、(申請主義に甘えない) また、切り替え時に安易に新しい番号(手番も含めて)を払いださないこと 裁定時に統合するのではなく、裁定時には、手帳1つで全ての記録が呼び出せること。
11964	地方庁	社会保険事務所課長級以上	1. 世間一般的には、年金の記録が見つかると年金が増えると思われているが、記録が判明した事により第四種被保険者や高齢任意継続被保険者の資格記録が減り、よって年金が減額し、遡及して返納金が発生するケースが多い。また、期間が増えたことにより満了者となり、遡及して加給年金の返納が発生するケースも多い。 2. 社会保険庁の旧台帳がWMに整備されていない記録が多く、記録が判明しても旧台帳の照射に時間がかかりすぎる。	1. 減額となるケースについてはマスコミ等は一切触れていないので広報をもっとするべきだと思う。 2. 記録問題が問題視された時点で旧台帳の全記録の整備を最優先で行うべきだったと思う。	期間照会等を行う際、過去の経験と知識が必要なケースがあるが、そのような担当者が退職等により減ってきている。賞金等では事務的な処理となるので見つからないケースが多く、第三者委員会の申立てが増えた。	過去の経験と知識から記録の判明に努める。
11965	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	年金記録の期間調査を専門に取り扱う機関を作るまたそれを拡充する	基礎年金番号ができる前国民年金と厚生年金と別々の手帳番号を持っていた人の記録が統合されていないもの 平成16年非常勤職員に採用された時	当時は年金電話相談員だったのでお客様からの質問に丁寧に答える 世間の関心の高さに配慮がなく反響の大きさを予測できなかった
11966	地方庁	その他(社会保険事務所)	夫と年の差のある妻に対する振替加算の支給もれ(支給を受けられる対象者なのに届出用紙を提出しなっかったため受け取れないケース) 夫が共済満了者。加給が付く年齢のときには妻は65歳を超えていた。 妻が自分の老齢年金を請求したとき社会保険事務所から振替加算の説明はなく、届出があることも知らされないまま死亡。死亡から5年経過しているため結局、振替加算は支給されなかった。	共済満了者であることが明らかなのに届出がないから支給しないというのはあまりに一方的です。窓口での説明もなく、業務センターからの勧奨もなければ受給者は制度を知るきっかけもありません。 この問題についても時効を撤廃し、すべての受給者(死亡者を含む)について支給もれがないか共済と連携して、早急に解決すべきと考えます。	勤め先が変わったとき年金手帳を提出せず、いくつも番号を持っていたり、基礎年金番号が始まったとき他の手帳番号があることを申し出なかった等、被保険者自身の年金制度への関心のなさが原因でこのような事態に陥ったと思った。それがマスコミによりいつの間にか全面的に社保庁が悪いような報道をされ納得いかなかった。 マスコミが騒ぎだした2～3年前。	年金記録は決して消えているのではない、ということ、記録がばらばらになったままの経緯を特に理解してもらえるように対応しました。 厚生年金から国民年金への切替など、あまりにも被保険者まかせの手続きが多いために起きたものと思います。
11967	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません。	最重要課題なのだから、優先的にやらなければならないがそうでもない気がする。 人数等を含めどれだけ集中してやる環境を整える事が出来るかにかかっているのではないか。	国家的な問題。 2年ほど前。	数多くやる事のひとつに過ぎない状態にあると思う。 前述したとおり、どれだけ集中して出来る状態(環境)にもっていけるかが重要なのではないかと思う。それが出来ていないのが問題だと思う。
11968	地方庁	その他(社会保険事務所)		二重三重に確認作業が必要だと思います。記録問題等担当していないとわからない点もあるかと思いますが、一人一人が問題に気づいても、そこ一ヶ所にとどめるのではなく、他の事務所でも起こりうる事なので、気づいた時には問題提起して、他の事務所にも伝えられるところがあればいいと思います。	マスコミ等の報道により	まずは、二度と同じような問題が発生しないよう、相互確認等の作業が必要だと考えますが、最近では、委託業務や、定期的に入れ替わる臨時職員がますます増え続ける状況もやむをえないのかもしれませんが、職員が責任を持って管理すべきであるため、これから、減少していく予定ですが、大切な個人情報を管理するには、職員の増員が必要と、強く感じます。
11969	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	紙台帳、オンライン化、と記録の管理方式の変更が記録問題の原因の一つと考えているので、システムの更改時など、記録自体を移行させる際のチェック体制を過去に実施した同様のケースよりもさらに厳しく実施すべき。	担当業務の大半が記録問題に関連するものであることから、記録問題の解消は、自身の業務において達成すべき目標であると認識している。 問題が存在することを知ったのは、地方庁に出向していた平成19年頃。	対応については、(8)で述べた認識に基づき、取り組んでいた。 地方庁に在籍していた当時、感じていたことだが、記録問題の存在が明るみなって以降、1年が経過しても、問題の全体像が示されず、場当たり的な作業指示が多かったこと。
11970	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
11971	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		私自身数年前まではWMでの記録が間違っている可能性があることの認識はなく、それを知ったのはねんきん特別便の発送をしてからになります。	窓口や電話等で記録問題に関する問い合わせがあった際にはあいての申し出を否定することなく事実確認に努めました。
11972	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道されているような問題だけしか知りません。	事務処理の改善を早急に実施する。	正確に業務処理をしていなかった為に、このような事が発生したと思います。 社保で仕事をして感じました。	民間での事務経験と社会経験で効率良く、積極的にがんばりました。 業務の効率化と職員のモチベーションをもっとあげるように努力するべきだと思います。
11973	地方庁	その他(社会保険事務所)			よく内容は理解することができていませんが、とにかく重要な問題ということは認識しました。 問題が存在することは任期をいただいて半年ぐらい過ぎたころから重要なことを意識し始めまし	自分の担当分野を通して少しでも解決できる部分は一つ一つ対応しようとしました。反省点については よくわかりません。
11974	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	わかりません。	勤めていた記録、加入していた記録、これらが適切に反映されていないのは多様な要因はあるにせよ、行政の責任と考えます。 記録が適切に反映されるために、これまでねんきん特別便、定期便を送付して御本人様に確認いただくよう対応を図りましたが、例えばこちらで記録の確認を行ってから御本人様と思わしき記録が出てきたときに、今度は訪問して対応するなど手法を変えるべきだと思います。	勤めていた記録、加入していた記録、これらが適切に反映されていないことは大きな問題だと思います。	記録が反映されていない事のないように、定期便の送付、記録照合と必要なことは行うべきだと思います。 また、この問題は制度の複雑さや周知不足などがあると思いますが、職員の意識をもっと高いところにもって職務を行うことが必要と思いました。
11975	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	記録の検索性を高めるシステムの開発	様々な要因が重なって起こった問題。 記録問題については平成17年くらいに知った。	別件でのお客様についてもできるかぎりご自身の年金記録について誤りはないか確認の会話を入れる。 年金記録の入力および補正の重要性に対しての認識が甘かった。
11976	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じません。 ※H19に中途で採用されたので詳しくありません。	上記(6)についての解決方策のことと思いますので、考えはありません。	上記(6)についての問題認識のことと思いますので、認識はありません。	上記(6)についての問題認識のことと思いますので、反省点はありません。
11977	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題につきましてはその当時の認識のあまさや日常の業務への慣れなどさまざまな要素が重なってしまった結果だと認識しています。 現在の職場へ勤務することになってからこのような問題が存在することに気づきました。	日々初心を忘れず誠実に勤務し正確で迅速な処理を心がけています何か問題が起きれば必ず相談しそれが正しい処理なのかを確認し処理を進めるという風に対応しています。
11978	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じません。	高齢な受給者(潜在的受給者を含む)に相当年経過後の保険料支払や給与額を立証させることは無理があります。立証責任については時効を採用し、n年以前の立証責任は国が負い、すなわち不支給・減額をする場合には国が立証するようにすべきと考えます。法の世界における社会安定重視の考えを採用すべきではないでしょうか。年金以外の社会保障(生活保護・医療・雇用保険・介護)などを総合的に勘案して、国として最も効率的な制度運営が行われるような方策を	昨年12月の入庁以前にマスコミ報道や年金関係の書籍等で、年金問題に触れてきました。また新入職員研修等で非常に深刻な問題であると再認識しました。	現職においては、年金実務に携わってこなかったため、直接的な対応はありませんでした。しかし、日本年金機構設立準備のコンプライアンス・プロジェクト・チームへの参画を通じて、民間での経験を踏まえて職員に対するコンプライアンス教育が向上する様々な提言をし、職員用マニュアル作成に参画しました。日本年金機構のコンプライアンス教育を全職員に浸透させ、問題の発覚が早めさせ、大事に至る前に解決・予防できる体制を固めていくべきものと考えております。
11979	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			当初、基礎年金番号の統合には時間がかかるのではないかと認識していたが、時間がたち、件数が増えるに従って、基礎年金番号の統合のみの話ではなく、奥が深いものなのではないかと感じた。	ひとつ、ひとつの作業をないがしろにした結果が、国民の皆様に多大な迷惑をおかけすることになった要因であると思います。言葉でいうのは簡単なことですが、今回の件を踏まえ、ひとつ、ひとつの作業をきちんと対応できるようにしていきたいと思います。 また、今回の記録問題の件では、年金相談等の苦情も数多く寄せられました。このような苦情に対しても真摯に対応できるよう心がけて行きたいと思います。
11980	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。		年金記録の問題は、以下について問題ではないかと思っていました。 ○国民年金の記録について ・個々の市町村との間における重複管理 ・厚生年金との取得・喪失のチェックができていなかった。 ・国民年金印紙による納付(検認)のチェック ・地方分権による急激な事務処理の移行 ・マイクロ記録の不整備 ○厚生年金の記録について ・事業主への責任を求める制度 ・被保険者の保険料負担と事業主の保険料納付記録の不整合	問題に対し真摯に受け止め、間違いが正しく修正できる法整備、事務処理方法が必要と考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11981	地方庁	その他(社会保険事務所)			私は、五年ほど前に初めて、年金相談員として当事務所にての業務に携わらせていただくようになりました。 当初はこの記録問題の認識がございませんでしたので、年金原簿収録以外の記録、被保険者の方においては基礎年金番号以外の手番があることがよくあり、生活者の受給金額にかかわることなのに、どうしてこのようなことがあるのだろうと漠然と思っておりました。 その後、状況を認識するにいたりました。	対応させていただくお客様ひとりひとりに、疑義複確認ででてきたものの情報提供、一方お客さまのお話を伺い、漏れがないよう必要によっては照会をしていただく、そして少なくとも、ご自身の記録が現在どうなっているかきちんと認識していただく、記録と認識が一致するようにはしておりました。 現在は、この問題が多角的に検証され、問題の本質も十分認識されております。ひとりひとりができることは、多くはないかもしれませんが、おのおのの業務の立場においてできることを見逃さないように、携わるひとりひとりが、今すべきことを正確に迅速に勤めることに尽きると思います。 また、この問題から明らかになった現在の年金制度の問題点について、さらに今後の年金制度がどうあるべきかという視点ももって日常業務に携わらなければならないと思います。 組織としても具体的にそういったことが体現できるシステムでなければならないと思います。
11982	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	世間一般に知られていない問題については知りません。	基礎年金以外他手番があった方に名寄せ等で郵送してますが、その後のフォローで、社会保険事務所へ来所していただき、年金記録の相談をしていただくか、ぎょうむせんたーへ回答を提出してもらい、その後事務所で、調査・再裁定という流れになっていますが、問題は、回答を提出されない方だと思います。 回答を提出されない方については、電話で事務所での年金相談をし、事務所への来訪ができない方は、戸別訪問で聞き取り調査をし記録の確認をし手続をする。年金記録問題は、大変な作業であるが国民の信頼を得るためには、こつこつとやるしかないと思います。	平成9年に基礎年金番号制度になり、手番があれば年金手続時に統合をするという安易に思っていましたが、国会で年金記録問題が取り上げられた頃だと思います。	受給者あるいは、被保険者の方と年金記録の相談をさせてもらったときは、自分のことだと思い一人でも多くの方の記録が見つかるよう親身になって対応しました。 ねんきん特別便の対応の頃は、全所体制でしたが、それでも職員の人数が足らなかったように思います。
11983	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	記録問題において、手作業で処理を行っていた時代のものと現在の機械管理の記録との突号を可能な限り行うこと。	納付された被保険者記録・納付記録が正しく管理されていなかったという事実から正に社会保険庁の大きな信頼問題であると認識しました。平成19年5月頃	膨大の件数ではありますが、可能な限り1件ごとの記録確認を行う必要があると思いました。反省点としては、過去、記録件数が膨大であるため、手作業記録を機械管理する過程での処理について、チェック機能が働かなかったのではないかと思われます。また、社保業務のうちこれまで適用、徴収といった業務に重きを置いてきたことから、記録管理等の業務についての重要性の認識が低かったのでないかと考えます。
11984	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし。	現在の方策と同様かもしれませんが、記録問題への対応が始まって数年が経過し、そのための財源や解決までに与えられた時間には限度があると思うので、一定の統一基準などにより対応した上、その後のフォロー(記録を簡便に確認できる仕組みの構築やいつでも記録に疑義があった場合に対応できる体制等を整備しておくこと等)や再発防止をしっかりやっていくことが重要に	基礎年金番号制度をとられるようになって統合作業がうまくいくのか疑問を感じた	解決は難しいのではないのか、一人一番号を早くから浸透させ、大切さを知ってもらうべきではなかったか。
11985	地方庁	社会保険事務所課長級以上		地道な確認をして解決していく。	年金業務に精通した職員を、一箇所に集中配置し一つの部署として立ち上げ、、その下に謝金・賞金等の職員を大量に配置する。なお、その部署の職員は年金記録問題以外の業務は行わないこととし、集中して業務を行うこととする。	社会保険事務所に採用時より、複数の年金手帳を所持している方がおられることは認識していたが、このように大量に存在していると認識したのは、今回の記録問題によってです。
11986	地方庁	社会保険事務所課長級以上	カセット解除されていない記録が多数存在している。	年金業務に精通した職員を、一箇所に集中配置し一つの部署として立ち上げ、、その下に謝金・賞金等の職員を大量に配置する。なお、その部署の職員は年金記録問題以外の業務は行わないこととし、集中して業務を行うこととする。	社会保険事務所に採用時より、複数の年金手帳を所持している方がおられることは認識していたが、このように大量に存在していると認識したのは、今回の記録問題によってです。	平成9年の基礎年金番号導入時に、基礎年金番号への記録統合処理を丁寧に行うべきであった。
11987	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	地道にやるしかないと思います。	年金を考えるときの根本的な問題と考えている。 マスコミ等で取り上げられるようになってから。	保険料の納付と年金の納付記録(納付期間等)とを結びつけた事務処理方が確立されていないことや、手帳番号等の管理番号の複数払い出しなど被保険者一人称に対しての情報管理を構築できなかったこと
11988	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	有りません		複数の番号を持っている方が多かったので裁定請求の際には統合できると考えていた また資格喪失後(未加入も含む)は死亡してもその情報を届け出する義務がないので潜在的に死亡している方が多いのではないかと思っていた 5千万件が問題にされた頃	記録の管理方法や媒体などに変遷があったが膨大な記録を個人と結び付けて長期に管理をしていく事務処理等に関し将来予測(体系)が適切にできなかったこと記録の重要性に関する哲学が弱かったことが原因だと思う今後は定期便により毎年毎年の記録を確認しその内容をお客様と共有していくことが大事だと思うただし特別便で確認した記録が基礎となるため特別便の事務処理を早急に終息させることが必要
11989	本庁	その他(本庁)	全てではないですが、市町村役場の記録管理も杜撰なものがあったようです。	記録の確認作業をマニュアル化し、事務補助員でも作業ができるようにする。	お預かりしているお金の記録が消えているということなので、大問題だと思っていました。この問題を知ったのは、数年前にマスコミが大騒ぎをしたときです。	
11990	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	有りません		宙に浮いた年金記録問題が始まった時に、社会保険庁の存在意義を揺るがす問題と認識しました。 記録漏れについては、年金裁定時には、ご本人の職歴や加入歴を基に調査し整備するので、漏れることは無いという認識でしたが、実際には相当数の記録漏れが発生していたことから、適用時に健康被保険者証の発行を迅速に行うために安易に複数の手帳記号番号を払い出すことが一般的だったことが、この問題生む要因になったと思います。また年金裁定時にご本人の記憶に頼っていたことや、職員の資質にも原因があったことも要因と思います。 標準報酬月額の遡及訂正について、問題と認識したのはその件数の多さを知った時です。	本庁の指示に従い対応してきました。 行政側の安易な手帳記号番号の払い出しと、この為に事業主、被保険者側の手帳記号番号に関する意識の醸成に努がらなかったこと。 記録管理方法の変遷の中で、確認が徹底されていなかったことが窺える。 標準報酬月額や喪失年月日の遡及訂正は、制度の維持より目の前の状況を優先させたこと。
11991	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	①平成9年に基礎年金番号が導入されたときに現存受給者の付番を実施しているが、過渡期(平成8年10月～平成9年1月)の間に死亡失権している者の基礎年金番号に死亡情報が入っていない。 ②共済情報交換で共済側から死亡失権等の情報が回付されてきたときは、高井戸の共済原票に「50－01」トランズが入り、基礎年金番号管理ファイルに「死亡失権」が入るが、共済側から誤った死亡失権情報が回付されてきており、死亡していないにもかかわらず、死亡が入っているケースが多くある。(遺族年金受給者の子の18歳到達時等)また、厚年の死亡喪失を誤って入力したときに死亡喪失の取消をおこなっても、基礎年金番号に死亡喪失の情報が残ったままになっているケースがある。 ③共済情報交換では、氏名に記号が設定されていてもチェックをかけていないので、共済が誤って回付してきた氏名の外字が「@」「□」「#」など記号で収録されているケースがある。(共済からの回付誤り) ④台帳からオンラインへの切替の時期(昭和60年前後)に資格喪失している者の喪失記録が収録されておらず、未統合手番にもかかわらず現存状態となっているケースがある(記録不備状態)。これまでの特別便等の名寄せ処理については、期間重複チェックが正常に行われた記録のみがお知らせの送付対象となっているため、記録不備状態の未統合手番については、本人特定が出来ない状態になっている。	①基礎年金番号に死亡を反映させるのは、センタのみのオンライン処理で1件対応でしか入力できないが、死亡を登録する処理を一括でもできるような開発を行い、高井戸の死亡失権情報を使って一括処理で死亡情報を登録する。 ②共済と高井戸の情報の差分を特定し、業務センターで誤った死亡情報の取消を行う。誤って死亡喪失を入力し、その取消をしても死亡が消えていない場合は、センターに連絡する等の運用を徹底する。 ③解析サーバの基礎年金番号情報等で、対象者を特定し、共済に正しいデータを情報交換で送付していただく。また、システムでのふた締めを行う。 ④これまでの名寄せのための未統合記録抽出処理で記録不備関係のエラーとなっている記録については、台帳を参照して補正できるものについては、補正を行い不備状態を解消し、再度サーバ等で名寄せを実施する。	存在を知ったのは、平成18年度の後半頃から。 社会保険庁全体で知恵を出し合って解決していくべき重要課題だと認識しています。	平成19年度の後半からねんきん特別便等の年金記録問題関連の開発に関わってきましたが、法律とあっているか、わかりやすいかを心がけ、スピード感をもって職務を行うよう心がけました。 反省点としては、様々な理由により記録問題関係は方向性があまり明確でないまま突貫の開発をおこなうことになりましたが、もっと開発期間や要件定義のための時間があれば、有識者や国民の声を取り込んださらに良いシステムを作ることが出来たのではないかと思います。
11992	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にない。	徹底的な調査。	過去からの長年の諸問題の表れ。 制度が変わっていくなかで、対応しきれていなかった問題。	自分の職務に真摯に取り組んでいたと思う。
11993	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	とくに知る限りでは、世間一般に知られていない問題というのは把握しておりません。	簡単解決策というのは正直わかりませんが、お客様の記録を一つ一つ地道に洗い出し、記録として統合していくということでしか道はないと考えます。	特別便送付時に事務所で対応に追われましたが、厚生年金、国民年金の未加入期間がこんなに多いものかという認識しておりました。 問題の存在は、マスコミの報道で初めて知りました。	特別便に表示されている加入記録のうち、お客様の前職の厚生年金の喪失日と次の職につかれた時の厚生年金の資格取得の日付との間に空白が生じている場合には、お客様から入念に事情をお伺いしました。日々の業務として、特に国民年金の加入時に厚生年金の資格喪失日を確実に確認すること、また空白の期間がある場合にはその時のお勤め先がどこであったかなど、事情をお客さまに丹念にお伺いする必要があるかと思います。そのようなきめ細かい対応が結果として窓口(市町村も含めて)でできなかったことが、このような問題を起こしたものと考えます。 現在は国民皆年金であり、以前の特に第2号の妻が任意加入の時代とは状況が異なりますが、
11994	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		年金記録問題は、過去数十年にわたって積み重ねられた問題と思います。戦前の「紙」による台帳から始まり、昭和50年代のオンライン化までの様々な管理方法があったと認識しています。よりよい方策は、一人一人に確認する方法ですが、相手が80歳以上の高齢者であったりと、その記憶も曖昧で、その確認作業も中々進まないのが実態と思います。根気強く、1件づつ対応する方法しかないと思います。	年金記録問題は、制度の長い歴史と、様々な記録の管理方法があったことによるものと思います。しかし、年金制度は請求主義で運用されていたため、記録は確実に、ご本人に結びついているものと思っていました。	一人一人着実に対応するしかないと思います。
11995	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	他に問題があるとは承知していない。	過去記録については、会社及び本人に確認し、記録の確定を行う。	年金記録については、複数の手番を持つなどにより、完全なものではない。 年金裁定の審査事務を担当していた20年前から知っていた。	基礎年金番号の導入など、制度の変更時において、適切な移行が行われなかったことが、問題を拡大させたと思います。
11996	地方庁	その他(社会保険事務局)	特段ありません。	新たな方策については、特になし。現状の取り組みを早期に完結すべきと考えます。	厚生年金について、事実上、形だけの生涯一つの番号となっていたため、起こるべくして起きたかとの認識です。 事務所に勤務を始めて1～2年で感じました。	厚生年金適用時、新卒者と思われない等の新規取得者に対し、事業所への照会、及び年金請求時の丁寧な聴取の聞き取りを出来る限り行いました。 反省点については、長い年月の中での問題と考えております。
11997	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	いろいろと公表されており、一般の方に知られていないような問題は、自分では存じておりません。	さまざまな取り組みや対策を行っているので、その一つ一つを確実に実施していくことが大切であるとおもう。 特に、定期便等継続したお知らせを行うこと、いつでも労力をかけずご本人がいつでも簡便に確認できる方法を取れるようにすることが大切であると思います。	宙に浮いた記録を積極的な管理をせず、受身で管理していたために発生した記録管理の杜撰さが露呈した問題。 年金記録問題が公表され始めた平成18年夏。	提示された対策への積極的な参加、実施。 計画的な対応が不十分であったため、国民の皆様へ多大なご迷惑をおかけしてしまった。問題のない方まで不必要な不信感を与えてしまった。
11998	地方庁	社会保険事務所課長級以上	該当問題なし	年金受給者を集中的に短期間で終わらせる対策を考える。	・年金記録問題は短期間のうちに解決するとは思っていない。 ・平成16年ごろです。	ねんきん特別便、定期便への対応については、お客様の職歴を十分にお聞きしてお客様が納得していただくしていただけるような対応を心がけています。 被保険者側に立った対応が自分も含めて職員全員に不足していたことを反省します。
11999	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			記録管理業務を重要視してこなかったことの結果だと思う。	これまでは、徴収系の業務に重きが置かれ、記録管理系の業務を重んじていなかったのではないかと思います。人事においても徴収に長けた人が優遇されていたように見えます。業務に対する偏った考え方が、記録問題や遡及訂正問題を引き起こしたということもいえるのではないでしょうか。 社会保険の各業務(適用、徴収、給付等々)は相互にかかわりあっています。業務の中で優劣は

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12000	地方庁	その他（社会保険事務所）		現場の事務所で、職員が現業をこなしながら解決処理するのは、作業時間が十分に確保できない等の理由で現実的に無理。全国横断的な専門の部署を設置して集中的に問題解決処理を行う必要があると思う。そのためには、年金処理の知識のある人員の確保、必要数のWMの設置など、設備に掛かる予算が必要と思う。事務所の現業とは引き離して処理すべきと考える。	年金問題が発覚してから、入所したため、世間の報道で知った。	少しでもお客様に、理解してもらえるような回答を作成することに努力した。 問題の原因はどこにあったのかが明確になっていないのではないか。 職員の作業方法に問題があった、だけではなく、 システム化する以前の作業にどのような問題があったのか、 その問題はどうして顕在化しなかったのか、 対策されなかったのか、 システム化の際に記録データを移行する際に問題はなかったのか、 十分な検討をしたのか、 システム化の際になぜ問題が顕在化しなかったのか、 なぜ対策されなかったのか、 等々。 年金問題に関わる問題の原因が、現場で発生している問題点が中央に反映されていなかったことによるものであるならば、この点においてまだ問題点は解決されていない。 相変わらず、庁から指示が一方的に降りてきて（中央で現場業務を考慮したとは思えない施策など）、現場が問題意識をもちながらも反映されないという思いを持っているのは否めない。 一人ひとりの意識を変える、というのはとても大切なことであると思うが、組織としてそれにどう取り組むのか、ということが明確になっていないと、一時的に意識は変わったとしても、結果的に何も変わらない。 日本年金機構として、事務所の現場の状況（お客様に対するサービスも含めて）を、どのように把握して、改善策や対策をどのように組織全体に反映させるのかを明確にして、全体を変える必要がある。 中央で決めたことを現場の末端まで徹底させれば良い、という考え方だけでは組織の根本的な問題点は解決できない。
12001	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知りません。	年金定期便等を活用し、1件1件統合していく。	年金制度と社会保険庁という組織の問題。 報道されてから。	リスク管理の意識が希薄だったこと
12002	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	世間一般に知られていない問題以外承知していません。	現在行っている解決に向けた取り組みを実施していくことが一番の方策と考えます。	このような問題を認識するようになったのは記録問題が騒がれ始めたころで、それまでは年金に結びつかない記録がこんなにあるとは認識していませんでした。	年金制度は本人の請求に基づくものとされているため、請求がなければそのままとなってしまっていた。私たちもそのような意識できたために起こったことと認識しており、お客様から預かっているものであるとの意識が必要と考えています。
12003	地方庁	その他（社会保険事務局）	ございません		[redacted] 年金給付課所属時、実母の裁定請求時に、厚生年金加入期間が氏名（フリガナ）誤りで収録されているのを確認。 また、親戚の厚生年金記録も同様であり、将来、社会保険庁全体で取り組まなければならない問題と思っていた。	当時は、どのようにして問題提起すべきか判らず、とにかく相談業務時は、お客さまのご記憶を頼りに、記録確認に時間をかけるよう努力した。
12004	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		年金加入者に対し個別訪問を行う	年金記録等を使用する業務は行っていないため、また、担当業務も忙しく、あまり意識はしませんでした。	年金加入者に対し定期便を送り確認していただくことを当初から行うべきだった と思います。
12005	地方庁	その他（社会保険事務所）	世間に伝えられている問題を全部把握はしてませんが、恐らくありません。	社会保険事務所において、通常業務と切り離して専念できるスタッフと環境を確保する。	年金記録問題が起こる以前の国側と国民側の両方の年金への関心の薄さが問題だったと思いました。	今後、関心を持ってもらえるように、制度の変遷などを資料や通知で学習しながら、お客様に伝わるよう心がけながら対応しました。 お客様にとって、社会保険庁が把握している年金記録問題についての個人の情報が現在のコンピューターで把握できている情報と台帳などで把握できていた情報が同じだと思われているようです。しかし、厚生年金はフリガナなし住所なしであったり、国民年金は漢字なしが多数が現状です。現在、コンピューターで把握できている情報と、当時、台帳などで把握できていた情報がどれだけ違うか、国民に伝えていく必要があると思います。
12006	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	承知していません。	社会保障カードの導入	報道	50年当時の事務処理において、資格記録と給付記録は別ものと整理されていたこと。
12007	地方庁	社会保険事務所課長級以上		各人が、それぞれの配置場所で真摯に対応し、1件ずつ解決していくなかで、社会保険事務所だけでなく年金制度そのものに対する信頼を取り戻していかなければならないが、早期解決のためには人員増が必要と考えます。	基礎年金番号に統合されていない手帳番号があることは知っていたので、年金請求時にきちんと確認をし、すべて統合したうえで年金を決定しなければならないということに留意していました。納付記録が残っていない（浅れている）等の問題については、年金問題がクローズアップされはじめてから、認識しました。	毎日、お客様に対して、一生懸命誠意を持って対応しています。ただ、人員不足のため、待ち時間・待ち人数が多く、お客様にご迷惑をおかけしています。また、残業が続くなか、職員の体調が万全ではなく、病休者が増加しています。
12008	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に無し	適材適所の人員配置（慣れた職員を無理やり異動させない等） 人員確保 補正処理を簡潔に出来る様システム改善 法の簡素化（複雑すぎのため）	問題噴出後の現在でも、届書提出など適当な会社が多数あり、スパンの長い年金記録が本人の記憶頼りである以上、大なり小なり問題ありとは、入庁時より漠然と思っていた。 新たな方法は分からないが、事業主に届出責任を問わない現行のやり方では、今後も、問題は無くならないと思う。	出来る範囲でしたが、本人や担当者に、再度の確認を取るなどの対応。 処理誤りなどの再確認が、出来きらなかったように思う。
12009	地方庁	その他（社会保険事務所）	特にありません。	特にありません。	年金記録の判明については、楽観的に考えていたが、記録確認業務を実際に行って、非常に労力と時間を要する大変な問題であることがわかりました。	特にありません。
12010	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特に無し		平成16年頃社会保険事務所にて未統合記録があるのを知った時。 ただし、後から、年金の世間での認知が高かったとはいいがたいため、資格記録の確認の通知を送付しても帰ってこないと聞いていました。当時は年金の裁定時しかご本人様と直接話す機会が無いという（手帳が見つかった人以外）、組織上の問題だと認識しておりました。	年金裁定時にしつこいくらいに手続きをされた方に連絡を取っていました。また、記録を探したりしました。 年金記録についてもっと高い意識をもたなければいけないという点。
12011	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません	策定した計画に従い、記録の整備を確実に行う。	年金記録については、年金裁定時に整備・整理することと考えていたので、特段問題があるとはかんがえていなかった。	(8)でも記述したように、年金記録の整備については、裁定時に整備・整理することと考えていたので、特段問題があるとはかんがえていなかった。
12012	本庁	その他（本庁）	わかりません。	効果的な人員配置だと思います。	問題が起こってから始めて存在することを知りました。	私も含め、社会保険庁がしっかりと管理していれば、このような年金記録問題は起こらなかったと思います。結局は、職員の個々の意識の欠如がこのような事態を招いたのだと思います。反省すべきは、個々で仕事を行うこと。声かけ、チームプレーを実践ことが大切であると思います。
12013	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にございません	なかなか、短い期間で全ての持ち主のわからない年金番号を特定することは難しいと思われますので、精一杯行った結果それでも持ち主が不明な番号が残った場合は、記録がない方でもその当時年金に加入した可能性が高い者について基準を設けて、特例的な措置で救済するしかないと思います。	私が社会保険事務所に配属されたのは平成3年ですが、その時の状況では、いわゆる中に浮いた年金は、被保険者が受給年齢に達し、年金を請求時に、調査を行い、判明したものは随時受給額に反映させるというのが広く一般的な考えとして職場で認知されていたと思います。 したがって、私も年金番号が浮いていても年金請求時に請求者から聴歴など聞き、調査のうえ年金額に反映させるという考えが普通の考えとして思っておりました。 また、年金記録は全コンピューターに収録されておらず、事業所記録がマイクロフィルムに収録されていたりしてとても不便で、なぜ全部機械に収録しないのかその当時思っておりました。	機械に収録されていない記録について、被保険者等から照会あった場合は極力照会者の立場にたって調査をしたように思います。しかしながら、被保険者等の希望するような記録の判明に至らなかったものもあったと思います。 年金記録問題の反省点としては、記録管理に対する認識が非常に甘かったと思います。一生涯の大事な記録ですから電算化するときも対象コストが多くかかっても きちんと電算化すべきだったと思います。他には、特別便や定期便のように被保険者等に年金記録をお知らせし双方でチェックする仕組みに早くからとの組むべだったと思います。
12014	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	マンパワーをかけ、丁寧に対応するのみと思います。	年金記録問題とは、年金制度の問題、先進方の事務処理上のミス、業務・システムの発展の過程で生じた問題等いろんな要素があると認識していました。 また、今のように「問題」としてがあることは、平成17年18年のマスコミ等で騒がれだした頃である。	私はその当時記録そのものを触れる立場ではなかったので、ガバナンス側の業務をしていた。 現時点での反省点としては、年金記録や裁定業務に携わる末端の人間と、業務・システム・組織を企画する人間との知識・認識の共有ができなかったことが問題点であり、そういう組織にしてこなかったことが反省点と考えます。
12015	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	現在、行っている「ねんきん特別」、「ねんきん定期便」の事業、今後、行われる「厚生年金加入記録のお知らせ」などにより、1人1人にこれまでの加入記録を確認してもらい、社会保険事務所等で記録を照合していく作業が解決にあたっては一番の方策だと思います。 確認しても記録が見つからない方たち、保険料を納付していたのに記録がない、証明するものがないため立証ができないなど、記憶が確かながら記録の回復に繋がらない方たちのためにも特別措置等を制定し、救済していくことも検討しなければならないのではないかと思います。	年金記録問題については、亡くなった方の記録、将来受給権に結び付かない記録が主な記録だと思ってため、これほど大きな問題になるとは予想をしませんでした。また、年金記録は、年金裁定請求時には、全ての記録を確認するため、これほどの件数（5000万件）があることも予想していなく、社会問題に発展するまでの大きな問題との認識はあまりありませんでした。 記録問題の存在がこれだけの重大な問題だと認識したのは、長妻大臣が国会でとりあげた2年前くらいだと思います。	年金記録問題に直接携わる業務を行うことが少なかったのもあるせいか当該問題の重大さを自分自身がきちんと把握していなかったことについて反省しなければならないと思います。 現状、社会問題にまで発展したこの問題について、現在、年金相談推進室というお客様から直接声を聞く機会がありますので、記録問題の解決のため、当人がどうすれば記録回復につながるのか、いろいろな手段、方策を説明し、問題解決ができるようこれまで以上に丁寧な対応していきたいと思います。いずれにしても、受給者、被保険者の立場にたった親切な、丁寧な対応に心がけ、1件でも多く記録問題解決のため、努力していきたいと思います。
12016	地方庁	その他（社会保険事務局）	特にありません。	被保険者名簿をWMの記録と突き合わせて判定することが可能なシステムを開発できればよいのですが、それが無理なら年金定期便等の回答を待って補正していくことが最善な方法だと思います。	年金記録問題については、厚生年金の期間照会業務を担当している時に知りました。 当時から社会保険庁の職員として、正確な記録へ補正する責任を感じていました。	当時は年金の裁定請求時に完璧に補正するという取り組み方でしたので、期間照会の届出があった場合は全力で記録を探していました。 ただし、今考えると、裁定請求時に記録補正を行うのではなく、昭和20年代等の名簿を組織全体で確認のうえ、積極的に記録を補正すべきだったと思います。
12017	地方庁	その他（社会保険事務局）	今、言われている問題以外は特にありません。	個々人の意識をしっかりと持ち、社会保障の一端を担う者としての自覚を持ち続けることと、これからも増す高齢化社会に向け対応できる人員の確保だと思います。	3，4年前頃です。日本の社会保障制度を揺るがす問題と捉えていました。	堅実に対応していくことが大切だと思います。
12018	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	社会保険庁含め府省庁全体に言える事は公務員という雇用と権利が確保された状態が長いと、仕事に対しての責任感が欠如し権利ばかり主張する人が多くなる傾向にある。仕事の効率を上げる事で会社の収益もあがり自分のサラリーもあがるという事を実感する事が無いからだ。なので仕事に対しての取り組み方も責任を回避する事に終始し、言われた事しかやらない人が多い。	公務員法の改革し民間なみの評価制度を導入	私は民間の会社で20年間従事後、社会保険庁に入庁し9ヶ月しかたってません。入庁する前は社会保険庁に限った体質だと思いましたが、入庁後は公務員全般に言える事だと痛感しました。	社会保険庁から日本年金機構に変わる事で公務員という立場でなくなりますが、国から年金業務全般の仕事を請け負う体系はかわらないので、皆くは現状と変わらないのでは？ただ評価制度は厳しくなるはず？なので低い評価を付けられればサラリーや昇進に影響する事を肌身で感じられてくれば、仕事のやり方、取り組み方も変わっていき、ひいては組織の体質も変わってくる思います。
12019	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12020	本庁	その他(本庁)	なし	長年年金業務に携わっている詳しい職員が、年代の若い職員にも、さまざまなスキルを伝えられるようにする。それによって、精通した職員を増やす。 具体的には、そのような目的が明確になるポストをつくったり、研修など。	個人の年金の記録について、昔に収めた保険料分が年金額に反映されていないという問題。 (厚年記録もしくは、標準報酬が事実と異なるなど) 問題の存在を知ったのは、平成18年ごろだと思われる。	その当時、適用事業所に対する厚生年金の適用に関する部署にいたので、社員の入社、退社、算定基礎、月額変更など、将来個人の年金額に影響する届出について正確に処理をすることを心がけた。現時点では、年金受給者の方でない年若い人でも、そのような厚年記録及び標準報酬を正しく反映させていくことが、将来の正しい年金受給につながるため。
12021	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	該当ありません		いつ頃か時期は忘れましたが、記録(標準報酬)の改竄が行われているという事実が各地で起こっていることで意識しはじめました。 被保険者本人の知らないところで、社保担当者と事業主との間で行われていたということは、今となっては、まじめに働いてきた職員に対する冒涜であり、非常に残念なことと思いました。	組織全体での問題として、その対応策あるいは解決策を見出していくべきだったと思います。(一部のこのような体質が全国のあちこちで発覚しましたが、その際の対応(実態調査など)をもっときっちりとやっておけば、組織改廃にまで及ばなかったのではないかと思います。)
12022	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	①年金記録問題を確実に解決するためには、現在の手法しかないと考えます。 ・特別便で行ったように、お客様に確認していただくこと。 ・紙台帳の記録とコンピューターの記録を突き合わせること。 ②年金記録問題が生じた一つの原因にもなると思われるが、会社に入社すると「年金手帳」を事業主側が預かっており、会社を辞めた時にその手帳が返却されないケースがある。このことで、基礎年金番号の導入前は、一人の人が多数の年金番号を持っているというケースがあった。現在も、年金手帳は事業主側が預かっているケースが多数見受けられ、基礎年金番号が導入されても、複数の基礎年金番号を持っている被保険者が存在する。このことは、早急に是正すべき問題と思う。	《年金記録問題の認識》 ①年金加入記録の不備と認識していたが、裁定請求時に職歴の確認をしていることから、大きな問題とは思っていなかった。また、古くは記録を入力する際ベリファイ(二度打ち)チェックは行われていなかったものと認識しており、入力ミスは当然あると思っていた。 ②また、戦後においては、就職難ということもあり就職時の年齢詐称などが相当数あったと聞いており、そのことで記録が結び付かない原因になり、結果として年金記録問題になった一つの要因であると思っている。 《問題の所在の認識時期》 社会保険事務所の経験が無いことから、具体的な事象は知らなかったが、上記のようなケースは当然として考えられ、それが年金記録問題と認識したのは国会、マスコミ等に取り上げられて	1. 現在は、記録の入力時にベルファイチェックすることは当たり前になっているが、委託業者によってはコスト削減のため、わざとチェックを怠っているケースもあるため、地方社会保険事務局在勤中は、入力後に出力されるリストのチェックの徹底を指示した。 2. 反省点としては、自身は現場での経験が無いため、これまではあまり認識がなかったが、上記(8)で記載したように、裁定請求時に職歴を確認することで、問題にはならないという認識があったと思われる。
12023	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	お客様にお送りする「ねんきん定期便」等のお知らせを活用し、おひとりおひとり丁寧にフォローアップを行う。 また、現在は全ての記録をオンラインシステム上で確認できない状況にあるので、費用対効果を十分に考えながら、全国の社会保険事務所で即時に確認できるシステムを構築する。	年金記録問題は、国民の公的年金制度に対する信頼を揺るがす重大な問題であると認識している。 この問題の存在を知ったのは平成19年2月頃であった。	年金相談に直接携わる業務ではなかったですが、お客様からの記録相談の電話を応対した際には、ご本人のご意見をよく聞き取り、準備する書類等を説明し、社会保険事務所の窓口をご案内した。 年金記録問題の反省点としては、 ○年金制度改正・記録管理方式の変更等の際に、年金記録の正確性の確保を十分にしなかったこと ○関係する記録・資料を適切に管理してこなかったこと ○過去の記録の誤りを減らす取組をしなかったこと。 ○氏名、生年月日、性別、住所の情報を重要視しなかったこと ○ご本人が問い合わせてきた場合のみ、記録を調べて間違いが有れば修正すれば良いというようないわゆる裁定時主義で業務を行ってきたこと
12024	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません	記録の漏れについて、国民の皆様に記録の確認にご協力いただくという取り組みを継続することが一番だと考えています。	約10年前に事務所の年金給付課で裁定を行っていた時、未統合の記録が多数存在することを知りました。	制度創設時に制度間のみならず、同一制度内においても複数の手番が払い出されていたことが問題の一つであったと思います。(昔のことは分かりませんが、保険者、事業主、被保険者のいずれも今に比べて年金に対する意識が低かったことがその原因では、と思われます)
12025	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	被保険者及び受給者一人ひとりが記録に漏れがないか確認していただくことが一番重要と考えます。 ただし、未納期間が多く、年金の受給要件に満たない方等については、記録に関心がないと思われること。また、遺族年金などについては、家族でもわからない場合が考えられることから、誰のものかわからない記録はどうしても残ってしまうものがあり、この残った記録の取扱いをどうするかが課題になるのではないでしょうか。 また、誰のものかわからない記録と住基台帳との突合も考えられますが、各市町村で別々に	記録問題については、マスコミに騒がれ出したときに知ったので、誰のものかわからない記録の件数がそんなに多いとは思っていませんでした。	記録問題関係の担当をしていないので、特に対応はしていません。 反省点としては、紙台帳からシステム化した時のデータベース構築の手順に問題があったこと及びコンピュータの機能がアップしているにも関わらず、予算の関係かも知れませんが、古いシステムを使い続けたこと等が反省点として挙げられると思います。
12026	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	1件でも多く解決するためには、一人一人、電話照会や、戸別訪問をするしかないと思います。	国民年金や厚生年金の納付記録が、氏名等の記録が不備のため、誰の記録か特定が困難となった。 新聞報道などで知りました。	お客様からの問い合わせに対して、分かりやすく説明。24時間対応の年金安心ダイヤルにも積極的に参加。 基礎年金番号通知送付後の、後追い調査をもっとしっかり実施していれば良かったと思います。
12027	本庁	その他(本庁)		・職員の日々の業務における責任感・緊張感 ⇒厳しいが、事務処理誤り・不適正処理などあれば厳しく対処する必要あり ・外部の空気も入る開かれた組織 ⇒まずは当たり前のことだが、常識のある、開かれた組織になることが必要。	丁度、入庁したと同時に、問題の存在が明らかになっていった。 特に、不適正な資格喪失・標準報酬訂正には衝撃を受けた。 私自身、同僚もそのような処理をする発想自体浮かばなかった。 少なからず、職場の体質を反映した問題なのではと思った。	年金記録問題の業務にも取り組んだ。 精神誠意、接客にも努めた。 しかし、一度根づいてしまった不信感はあまりに強く、 日々の何気ない業務にも苦労した。 反省点は多々あると思いますが、組織の閉ざされた体質ではないうか。 外部の空気に触れることが少ないため、常識が失われた面もあると思う。
12028	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	とくにありません。	地道に突合できるものは、していく。それでも解決しないものについては政治的な判断で解決するしかないように思います。	年金制度の根幹にかかわる問題ですので、年金記録問題は最優先の課題だと認識しています。	現在年金記録問題を直接担当する部署ではありませんが、組織全体の最重要課題ととらえ、記録問題関係の支援ができるときは、積極的に参加しています。反省点としては、保険者側、被保険者側ともに年金記録を確認する機会がいままで少なかったように思います。定期便等においてこの点は改善されるのではないかと思っています。
12029	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	最終的に年金の記録についてどこが責任を持って管理をするのか。年金管理をする専任組織を確立して、今後の部分も含めて対応することがいいと思います。	報道で知りました。	昔の台帳(紙台帳)がどこまで正しいのか・・・等々、オンラインになったときの管理体制や処理の仕方、法律が変わったときの処理方法(紙台帳の記載方法)が、きちんと管理や統一がされていなかったような気がします。 今後の記録の管理については、きちんと記録を管理する組織をつくり、その組織が責任を持って管理をする。つまり、専任の組織をつくることがいいのではないかと思います。
12030	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	①どこまで何をしたら「解決」なのか、終局点を定め、それに向けて組織の総力を挙げること、 ②何をどの程度実施していくのかは、常に「現場に解あり」、現場によく学ぶこと が必要だと思います。	机上で考えた指示のみを出す厚生労働省・社会保険本庁職員と、問題を認識しつつも声をあげずに流してしまっていた地方庁職員との関係の中で生じた問題と認識していました。新聞報道されていることを除くと、問題の存在をきちんと認識したのは、社会保険庁に配属されてからです。	(7)とも重なりますが、本庁職員として、現場の実態をきちんと把握することに努めたいと日々思って業務に当たっています。(問題を単に事象として捉えるだけではなく、何故そのような問題が生じたのかを考え、分からない場合には、現場に聴くということを心がけるようにしています。) 私自身の反省点としては、そのように心がけつつも、「日々の業務に流されてしまうこと」、おそらくこれまでも、多くの者が言い訳にしてきたこの言葉に自身も陥ってしまっているところが反省で
12031	本庁	本庁課長・室長・企画官以上		社会保険庁での経験が少なく、かつ業務上、この問題に直接的に携わっていないことから、答えを持ちません。	年金記録問題が公になって以降の採用(1年半前)のため、既に大きな社会問題として認識をしていました。	1年半前の採用であり、年金記録問題の過去から現在に至る経緯の中で問題意識を持ち得る立場ではありませんでした。
12032	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		一つ一つ地道に記録を修正していくしかないと考えます。	当初、一部の地域で杜撰な処理を行っていたのが原因で件数も限られていると思っていました。新聞等のニュースになってから知りました。	現状把握と問題提起は常に必要だと考えます。
12033	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特に把握しているものはありません。	職員の意識改善、事務処理方法の全国統一の徹底が必要ではないかと考えます。	平成12～13年頃から社会保険庁の問題についてマスコミに取り上げられていたように記憶しています。 それまでに在籍していた本庁・地方庁での職員(全ての職員ではないが)の勤務態度やお客様への対応などから、起こるべくして起こった部分もあるのではないかとの認識を持っていました。	社会保険事務所に勤務していた3年間は、お客様と接する機会や、窓口からお客さまに見られる機会が多いことから、特に丁寧な対応や失礼のない勤務態度に気をつけていました。本庁勤務においても、電話対応を含め、同様の気持ちで職務に臨んでいたつもりです。 組織全体として、お客様に対する対応が上からの視点で行われていたことが反省点と考えま
12034	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	現在のシステムの機能を最大限活用して、該当すると思われる記録を浮かばせる事をしていますが、これからも粘り強く継続することだと思います。	当時の記録管理の上で、システムが現在と比べれば劣るので、しかたがない一面はあるように思う。 もちろん不正な事務処理等は当時から許されてはいないものと認識しています。しかし、現在の状況とは全く違うのも事実です。	(8)で述べたとおりですが、外に向けてもしっかり説明責任があることを肝に銘じて対応するように心がけています。
12035	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	申立てを認める基準を緩くする必要はなく、 領収書等の添付がない場合、時間がかかってしまうのはしょうがないと考えます。 記録がずさんという報道のみで、こういう場合は未納というような報道がないため、明らかに未納なケースでも第3者委員会に申し立てる人が絶えないです。 もう少しこういう場合は未納ですというような案内(報道)ができればと思います。	採用が18年1月のため特になし。	社会保険庁の反省点としては、基礎年金番号制度になった際の運営の甘さ、裁定請求受付時の記録確認の甘さが挙げられるが、 1人で複数の年金番号ができてしまうような基礎年金番号前の制度が一番悪い点であったと考えます。
12036	地方庁	社会保険事務所課長級以上		期限を切るような調査ではなく、じっくりと調査をするようにすべき	未統合の記録が多数存在していることは認識していた。入庁までなく知っていたとおもう。	年金受給時にある程度解消できると感じていた。以前は職歴等本人から情報を得た場合に統合していたが、現在のようにある程度情報を与えて確認作業をするべきだった。 まだかセット記録をすべて解除すれば多くの未統合記録が判明すると思う。
12037	地方庁	その他(社会保険事務所)			こちらの職務に付いたときにはすでに問題は発生していた	来所されたお客様にはできるだけ丁寧に実情を説明し、手続きにあたった。
12038	地方庁	その他(社会保険事務所)				
12039	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特にありません。	専門部署等を設立し、事務所との連携のうえ、一つ一つ解決していくほかないように思います。	非常に大事な問題という認識です。 基礎年金番号が導入されたときに手番の統合漏れや複数の手番を持っている者がいることは、そのときですが、このような記録問題として知ったのは、報道があってからです。	対応としては、あたりまえですが、何より正確な事務処理、適切な対応を心がけています。 反省点としては、日々の事務処理や機械化する時点でのチェック機能が万全ではなかったように考えます。
12040	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	人材育成を育成することが必要。また、現在は平行していろいろな調査を実施しているが、ひとつひとつのお知らせごと完結していく方法がいいのではないか。	個人の年金記録の管理があまりに不十分。紙データから機械管理に移行処理など、一連の新聞報道で知りました。	記録調査をするにあたっては、あらゆる可能性を考え調査をしております。また、調査を出来る職員の人材を育成しております。
12041	地方庁	その他(社会保険事務局)		現状、通常業務もやりながらであれば、「ひと」を増やし、あらゆる方法で国民の皆様に現時点で記録を提示し、アプローチすべき(記録補正が必要な方には、その旨もお知らせする)。あるいは、民主党案の新年金制度に移行することを前提に、記録問題のみの業務とする。	あってはならない問題。当然、全容解明すべきだと思った。記録問題についての認識は、平成9年採用当時から、期間照会業務などをおこなっていたので、統合もれなどがたくさんあるのは、わかっていたが、ここまでひどい状況と認識したのは、記録問題があるみになってからである。	当然、一社会保険職員として、申し訳なく思い、お客様には丁寧に対応した。反省点としては、平成9年基礎導入時にもっと積極的に広報などを行い、問題化していればよかったのではないかと思う。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12042	地方庁	その他(社会保険事務所)			管理する側の管理不足 被保険者の意識(自己管理)不足 基礎年金番号制度以後、多くの手番が存在することは知っていましたが、 本人からの申出(期間調査等)により判明し統合されるものと思っていました。年金記録問題の存在は、世間一般の方と同じ時期にその存在を知りました。	対応としては、ご相談にみえるお客様のお話をよく聞き、統合されていない手番がないかをWMで調査をしました。その場で判明できない場合は調査申出を預かり、担当課に引継ぎました。 年金制度ができてから、どうゆう形で記録を機械に登録していったのか・・・など、今までの経緯をすべて詳しく知らないため、どの部分が反省点なのかがよく分かりません。ただ自分自身としては、一生懸命、与えられた仕事はしてきたつもりです。でも仕事をいていくうえで、今でいう「年金記録問題」という意識は特になかったように思います。「問題」という意識でなかったのが問題であり反省点なのかもしれませんが、「問題」というその存在を知らなければ意識はできないので、日々一生懸命仕事をこなしてきたという事実には変わりありません。 記録問題の根本の反省点はよく分かりませんが、私の知っている範囲で言うと、以前は、年金請求時に本人の申出がなければ手番の統合ができませんでしたが、今のように、本人の記録である可能性が高い記録があれば、そのヒントをある程度教えてあげれていれば、手番は減ってい
12043	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金の還付請求に関しては、理解されていない方が多いと思います。 加入をしていないと収納とならないことができないことや喪失届がおくれ口座振替がされていることなどがあります。 第3号届けに関しても、理解されていない方が多いと思います。 3号特例は、過去に遡りがあるので当時に雇用保険の給付金を受けていた方でも確認がとれないので、届を出される方がおります。	国民年金の加入は自分自身で行うことを、会社の退職伴い厚生年金を喪失されることを事業所さまのご理解をえることが必要か思います。	本人の認識不足であり、入力間違えがあるとは思っておりませんでした。 任期職員として配属されてからです。	期間調査、ねんきん特別便の精正をしてお客様に回答をしております。 ねんきん定期便のように自分の記録を確認できるシステムを早くから必要ではなかったと思います。
12044	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に何もなし	事務処理を早急にすすめていくことと思われます	年金裁定のときに、重複取消届を処理すれば、記録の統合はされるということで、積極的に基礎年金番号に記録を統合していこうという姿勢が職場全体になかったこと。年金請求するまでのあいだに手番の手帳をなくしたりする方もいらっしゃるのにそういったリスクを鑑みることができなかったことが問題だったと思われます。	基礎年金番号発足時に、なるべく早急に本人の年金記録がまとまるよう、名寄せをして何度も書類提出をうながしたり、窓口でわかれば重複取り消し届けをとったりして、基礎に記録が早い時点で統合されるよう働きかけたり、納付記録や加入記録を本人がチェックできる体制を組まなかったことだと思われます。
12045	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	ありません	社会保険事務所に採用になってから知りました。	丁寧な対応
12046	地方庁	その他(社会保険事務所)				
12047	地方庁	その他(社会保険事務所)			早急に解決しなければならない問題と認識しておりました。 そのような問題が存在することを知ったのは、年金問題についてマスコミに報道されるようになってからです。	残業や休日出勤を通して、日々努力しながら問題解決に努めてきました。 年金の裁定請求時に記録をきちんと確認し、記録の一つ一つがとても大切なものであるという認識を職員一人一人が強く持つべきであったと思います。
12048	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくべつ便にはしっかりと記載のある共済の記録が、その後のこちらからの「被保険者記録照会回答票」にはきちんと記載されない(とくべつ便に記載されていた期間と違う期間で印字されたものが本人へと届く)という問題があります。 共済の記録はこちらで管理していないという旨や、とくべつ便と回答票の出元が違う旨を本人へと説明しても、「とくべつ便に記載があったのだから記録が統一されていないのはおかしい」と言われ、納得して頂けない。	回答票に載せる共済の記録がとくべつ便と一致しない事がはじめから分かっているのなら、その部分については記載しない、もしくは、記録に訂正があった部分のみ記載する、など、とくべつ便の記録と回答票の記録に相違のないようにするべき。	実際にクレームの電話を受けて、その様な問題があると知りました(H21、8月から勤務をしていてH21、12月現在クレームを受けました)。	とくべつ便と回答票に違いがあって受け取った側を混乱させてしまうのは、こちらのシステム上の問題で、こちらに非がある事だと思うので、それについては真摯に謝りました。 記録の確認をする為のものなのに、書類によって統一がはかれないと言う事では全く意味がないと思います。共済の記録部分について、きちんと記載する(もしくは一切記載しない)など、統一するべき。
12049	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				
12050	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	回復困難な記録について対策を示すことが必要だと思います。	平成19年5月頃、知りました。記録問題が選挙対策と一体となってしまったことは残念なことでした。私個人では、他の案件より共済との統合を先にすすめるべきだと考えていました。	日々の業務に追われて記録問題は後回しになっていました。体制も十分ではありませんでした。
12051	地方庁	その他(社会保険事務所)	特別何か知りません。	問題が起きたことについては、早急に対応していかなくてはならないが、そのための人員が足らないと思います。	年金受給者が自分の納めた年金がもらえていないと大変なことと認識している。何年前ぐらいか名前の入っていない記録があるなとおもっていた。	台帳と突合できるものについては、名前の入力を試みたが、すぐにわからないものもあった。何か不明な記録が判明した場合は、すぐに整備し本人のものかどうかの記録統合を迅速に進めたい。
12052	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。		20歳を過ぎた方々に厚生年金番号を新規に払出す時に、本当に初めて厚生年金に加入する方なのかなと疑問を抱いておりました。	事業所の担当者を通じ、過去の職歴を確認し、極力新規払出しを少なくすべきだったと思います。
12053	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし			
12054	本庁	その他(本庁)	とくになし。	未統合の記録を統合することにより受給権が発生する方への本人記録の確認を最優先に行うことが必要と思われる。特にこれから先に年金受給を予定している50代後半以降の方について。	・あと少しの期間が足らず、年金が受給できない方への救済となるのではないかという認識。 ・新聞記事で読んでから。	・誤って他人の記録を統合しないように、記録を1件ずつ確認を取りながら統合を進めた。 ・このやり方だとスピードがどうしても落ちてしまう。
12055	地方庁	その他(社会保険事務局)				
12056	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
12057	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし			
12058	地方庁	その他(社会保険事務局)			ちょうど国民年金の係におり免除問題を通じて年金問題を認識しました。	法律に基づいてということをさらに意識し、窓口に出た際、また、納付督励に行った際に、本人の意思に基づき免除申請されるかを十分に確認し申請を受理するようにしました。
12059	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	一つ一つ照合してゆく	平成19年3月頃、「消えた年金」を報道で知ったように思う。	いままでも、これからも問題を起こそうと思って、仕事をしてきてるわけではないが、結果として国民に不信感をもたせたことは、解消に努めねばならない。
12060	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	解決できないという選択肢がないのなら、莫大な経費と時間をかけて紙台帳と照らしあわせて解決するしかないと思います。	マスコミで聞いて知りました。社保事務所で働く前は、解決できる問題だと思っていましたが解決が困難な問題だと認識するようになりました。	
12061	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	年金記録は誰でもすぐ簡単には出来ないと思うので、記録業務に精通した職員が集中的に業務を行えるように環境を整える。	年金手帳や番号を複数持っている方がいるのは知っていましたが、年金請求をされるときに必ず記録を詳しく確認して頂いていたので、問題との認識はあmりなかったです。その他の問題については全く知りませんでした。	年金請求時に必ず詳しい確認をお願いしていましたが、今より協力いただけない場合が多かったです。社会保険庁として記録問題の解決に全力を尽くすのは当然ですが、偽名や違う生年月日を使って年金に加入された場合など、社会保険庁だけでは解決できない場合もあるため、みなさまのご協力が不可欠だと思います。 現場でしかわからないことが多々あると思いますので、ぜひ現場の声を聞いていただいたり、現場に出てきていただきたいです。
12062	地方庁	その他(社会保険事務所)			帳票からデーターベースに変更時正確に移行されていなかったのではないか。 マスコミで報道時点	問題が分かった時点で記録を全て統合した後に特別便等郵送するなどの手続きをとったほうがよかったのではないか
12063	地方庁	社会保険事務所課長級以上		大臣の8億5000万の件の紙台帳とコンピューターとの照合はさらに記録問題を複雑化にし国民に不信を煽ぐだけだと思います。	国民年金の紙台帳切り替えの際、全てマイクロ化(旧大蔵省が予算化できず)でできず、アルバイトを使って紙台帳を仕分け作業を行った経緯があります。 年金相談業務に携った折、明らかに本人の記録と思われる手番があっても、加給金の関係で別人として(本人が認めない)として扱っていた。	年金制度の複雑化から生じた問題であり、法整備する必要があると思います。
12064	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	職員一丸となって、がんばるしかないと思います。	年金記録問題を知ったのはニュースでした。 当初は基礎年金番号に手番がついていないだけのことだと思っていたので、このようなことになるとは予想もしませんでしたが、本来支給されるべき年金が支給されない受給者がいたことに大変問題を感じました。	来訪者については出来る限り丁寧に対応し、時間がかかることと等を含め、真摯に対応しました。また、記録照会についての回答つくり等も行いました。 記録照会にかかわってみて思ったことですが、この問題の解決には過去の経験者の知識は不可欠と思いました。私たちは過去のことを反省しつつも、その過去の経験者の知識を頼りながら、この問題の早期解決に向けて努力をしなければならないと思います。
12065	本庁	その他(本庁)	なし	一人一人が一つ一つの問題に丁寧に対応していく	これだけの膨大な量があるとは考えていなかった。 知ったのは報道で。	(7)で記した対応。反省点も同様。
12066	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	時間がかかっても、現場の実態を考慮し事業を企画すべきである。高齢者・受給者に長時間待たせる。事後処理がやりきれないなど、計画性が無く、それが国民に逆に負担を強いている。 仕事がわかっていない政治家のいう事ばかり聞いていては、駄目です。国民のために言うことはしっかり言わなければならない。	年金手帳番号を複数持っている者が未だ存在していることは認識していたが、5000万件の浮いた記録など初めて聞いた。	そもそもコンピューターが無い時代に、将来どのようにして年金を漏れなく支払おうとしていたのか制度設計の段階に問題があった。
12067	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし		記録問題というより、職員の意識の問題だと感じました。 在籍時には既に一般公表されていたため、報道等により知りました。	気づいたことは自らがすすんで取り組むという一般的な姿勢のもと、業務に携わりました。 ある程度、意識改善されたようには感じられますが、分業体制という名目のもと、保身的な業務姿勢は他庁含めて全体的に変わらないように伺えます。 時間がかかるものの人材育成という部分での取り組みがますます必要になってくるのではないかと感じます。
12068	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	集中して問題に取り組む部署が必要であるかと考えます	記録問題が取り上げられてから、就職しました 相談員さんから、かなり違っているのがある、ときいて、 直すのには時間がかかるだろうと思いました。	退職された方から 平成9年に基礎番ができたときに なんとかすればよかったのではと、聞いたことがあります。 今までやってきた記録問題への取り組み以外の やり方が思いつきませんが、協力していきたいと思います。
12069	地方庁	その他(社会保険事務局)				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12070	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	あらゆる機会を通じて、職員その他が記録に不備を認めた場合、あるいは本人からの申し立てがあった場合には記録整備の手続きができる体制が必要だと思います。 それぞれの職務内容によっては、記録の整備に関連がない部署についているものも、そういった問題に対面あるいは発見した場合には、ただちに対応できるような組織であることが、今回のような問題を生む原因を作らないためには必須であると思います。	年金の照会センター、あるいは国民年金電話センターに在籍中においても、年金記録の不備を確認する機会がありましたが、それに対応できるような態勢ができていなかったこともあり、そのまま見過ごしてきたように思います。	その都度、上司に報告してきました。 しかし、調査の具体的な方法などが確立していなかったために、そのままになったケースが多くあったように思います。
12071	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	今もいっぱいいっぱいで、職場はがんばっています。 ただ、もっとこちらから送る通知の内容をわかりやすくはできないのでしょうか。	かけたはずの年金が、もらえていないということは、国民の皆様の年金制度への不信感を募らせる結果となっている。と認識していました。 基礎年金番号に登録されていない手番があることは、基礎年金番号が導入されたときから誰もがしっていたことだと思います。	とにかく現場ではできる限り一件でも、消えた年金を探し、登録しもらえるはずの年金を支給しようと、がんばってきました。 この問題の反省点は、年金記録の管理方法がずさんだったんだと思います。
12072	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		旧台帳の存在含めて先輩方から聞くまではあまり知らなかった。	年金給付の仕事に携わった平成15年以降、年金請求審査時にきちんと本人の職歴を、WMに頼らずに聞き取りをすればよかったと思う。
12073	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	どのようにやっても不公平感が残るのは、過去からの積み重ねによるものだと思いますので、全ての記録を社会保険オンラインシステムにのせてあるものとして、地道に個々の申し出に、回答していくことしかできない。	騒がれるようになってから。本庁のことは、まったくわかりませんでした。	一人一人の申し出に対し、調査していくしかない。全ての記録をオンラインにのせることができなかった点。
12074	地方庁	その他(社会保険事務所)			社会保険事務所だけの問題の様に騒がれているが、国民年金に関しては市町村役場も当然責任を負うべきところであり、この記録問題の解決に向けては職員の派遣等なり、より積極的な姿勢が求められるものだと思う。また、年金記録問題については、入局当初は種は至る所に存在していると思っていたが、朱に交われば赤くなる、何も提案もしなかった自分たちもまた問題だっ	長年の積み重ねによるものは、長い年月をかけてやらなければ本当の解決はできないと思う。 私は、本年末をもって退職させられるが、うわべだけの解決にならないよう切に願っています。
12075	地方庁	その他(社会保険事務局)			入局した当時、昔の記録について、紙で管理していることを知って驚きました。 それと同時に不安を覚えた記憶があります。	昔の状況は詳しくはわからないが、やはり、できるだけ早くコンピューターによる管理をするべきだったと思う。そうすれば、もう少し問題を減らすことができたと思う。
12076	本庁	地方社会保険事務局課長級以上				
12077	本庁	その他(本庁)				
12078	地方庁	その他(社会保険事務所)				
12079	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	解決に向けて訪問を行う	平成十九年新聞やテレビ報道で知りました	年金請求の時氏名検索を以前より念入りした
12080	地方庁	その他(社会保険事務局)	一部の悪質な事業所により、従業員が不利益を受けているケースが多い。マスコミでも報道はされているが、国民に周知しているとは言いがたい。	人員の増員 退職者や病欠者がでないような処置	社会保険事務所に勤めるようになってこの問題について詳しく知るようになったが、一部マスコミが報道している単純な問題(社会保険庁職員の怠慢によるもの等)ではないことが分かった。 今後もこのような事が起こらないようにするためには、悪質な事業主に対する処罰の強化や、保険料を未納しているにもかかわらず厚生年金が受給できるといった法律の不備を是正する必要があると思う。	第三者委員会関連の業務を2年弱担当した。その際には全力で(文字通り倒れるまで)職務を遂行した。 反省点としては、多くの同僚が退職・転職していったことを止められなかったことである。 どのように組織・システムを変えても結局は人間が仕事をするのである。この反省点を生かさないと、結局は国民の不利益になってしまうのではないかと思う。
12081	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	分かりません。	今年の2月から、社会保険事務所で働かせてもらっているので、 それまではテレビの中の事、自分にとっては先の話しという感じでした。	お客様ひとりひとりに丁寧な対応、わかり易い言葉で対応しました。
12082	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知りません。		実際家族でも記録不一致があり、国としても大きな問題だと感じた。 具体的な日時は覚えていないが、新聞、報道などで広く取り上げられ、知ったと思う。	自分が審査する記録のついては、記録と支払いの月数が一致するか、留意して確認した。 紙ベースで保管していたものを、機械化するにあたり、処理能力に対する年金対象者(データ)が多すぎたと思う。 管理するデータが、急激に増加していたので、データ管理が複雑になったんだと 思います。
12083	地方庁	その他(社会保険事務局)		職員が一丸となってがんばる。	大変な問題。平成19年以降。	とにかく、誠意をもって来客者と話をする。
12084	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録について多くの関心が集まっている現在こそ、年金の重要性を広報していったらよいのではないでしょうか。	以前から期間照会の担当だったため、期間が漏れている方がいるのは知っていましたが、年金記録問題が起こるまでこんなにたくさんの方の記録が漏れているとは思っていませんでした。	一人でも多くの方の記録を見つけて、正しく年金を受け取ってもらえるようにしなくてはいけないと思い、記録調査を行っています。年金制度についてあまり広報していなかったので、国民の皆様は年金記録や年金番号の重要性についての関心が低かったのではないでしょうか。
12085	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	存命の方からお調べするしかないと思います。ただ以前から思っていたことですが、お客様にお送りする文章はもう少し表現をわかりやすくできないものかとおもいます。イラストを加えて表現してみるとか、やさしい表現にするとか、ご一考下さい。	大変な問題だと思っています。マスコミで取り上げられてから。	お問い合わせには、精一杯お答えしています。
12086	地方庁	その他(社会保険事務所)			記録漏れを見つけ出し正しい年金額の支給をすること。よく覚えていませんが、3年ほど前	訂正以後は誤りがないように正確に慎重に対応するように心がけました。 年金請求があった当時に個人が忘れているかもしれないこと、基礎年金番号がいくつもあることなどを考えてもっと慎重に裁定を行う必要があったと思います。
12087	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			基礎年金番号導入(平成9年1月)以前の年金手帳記号番号の二重払い出しが多いこと。(平成元年ごろ)	・事務所出向時、健保厚年の適用業務を行っていた時期以降であったため、資格取得届の年金手帳番号未記入者については、注視した。 ・社会保険業務センター年金番号課在籍時(平成15年～18年)には、業務として年金手帳記号番号の基礎年金番号への統合、基礎年金番号の二重払い出しの解消に努めた。 ・厚年等の資格取得時の手続きは形式として事業主の証明で対応しているため、氏名、生年月日、性別、住所の4項目について、戸籍・住民票と確実に一致しているか確認できているわけではない点を加入者にも認識していただく必要がある。
12088	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	これさえ確認すれば100%間違いないという台帳のようなものは存在しないので、100%正しい記録にすることは非常に困難と思われます。ある程度の精度まで近づけた後については、最終的には政治判断が必要と考えます。	漠然と不完全な記録が存在することは入庁当時から気付いていましたが、問題の大きさの実感(件数・規模)を認識したのは世間に広く報道された時点からです。	過去に長期間に渡って積み上げられてきたものを修復するのは難しいことですが、不備な記録を有している方と接触した際には、できるだけ丁寧に聞き取りを行い、宙に浮いた記録の発見等に努めたつもりです。 反省点としては、傷口がここまで大きくなる前に、組織的な対応がもっと早くからなされているべきであったと考えます。
12089	地方庁	その他(社会保険事務局)			過去の不適切な処理をなぜ現在の職員だけが批判を受けなければいけないのか、それに1，2年ですべてを解決しようとするには無理があると思っていました。	現行の仕事と同時進行ですべてをやろうとした事で職員の負担が増え、体力、精神的に疲れてベテランの方々が退職していく結果になり神奈川だけかもしれませんが損失だと思います。受付窓口ほか処理機関も別に設ける程度切り離して考えるべきではないかと思います。
12090	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません	現在行っている対策を着々と行う	報道があってから	特に対応していない
12091	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	依頼を受けてカセットを開くのでなく、早期にカセットをすべて開くこと。	期間照会の事務をしていたとき。	
12092	本庁	その他(本庁)	特になし	旧台帳の徹底的な端末記録との照合	年金制度の信頼性を絶望的に損なう問題だと認識していた。また時期であるが、ここまで非道いものと認識したのは報道されたときである。	とりあえず相談に来ていた受給者や被保険者の氏名索引をし、脱漏していた記録がないか確認してもらった。反省点はこれまで何十年と年金に携わってきた者の責任感のなさと、隠蔽体質に
12093	地方庁	社会保険事務所課長級以上	一連の年金問題で私が携わったことは5000万件の年金記録問題を解決するために確認作業をしただけですので、特にございません。	政府の方針として2年間での問題解決が指示されているのでこれまでの間、携わってきた人の投入が急がれると思います。	我々自身に問題があり、社会保険体質を改めねば、再度の年金問題が発生すると認識しました。問題を知ったのはマスコミで取り上げられたときです。	年金受給者や事業所についてお客様という認識が民間企業に比べ薄いと考え、自身の認識から変える必要があると思い、常に意識をしようと思いました。現在の各職員の意識は改善されたとおもいます。
12094	地方庁	その他(社会保険事務所)				
12095	地方庁	その他(社会保険事務所)		過去記録については、一件一件調べていく以外に方策はおもいあたりません。今後は、年金定期便の送付などで被保険者の方々に自身の記録を確認していただく様になり、皆さんの認識もずいぶん変わってきた様に思います。ただ、定期便が発送されていないとの問い合わせが多くあり、調べると住所の登録が整備されていない事例が多数あります。事業主・被保険者への広報および協力依頼も必要だと思います。	基礎年金番号制になった当時、手番の登録に大勢の方が来所され、複数の手番を持っている方の多さに驚いた記憶があります。また、資格取得の際に年金手帳の新番払い出しを簡単におこないこのような手番の乱発がおきたと思います。	年金相談で来所されたお客様に対して、旧姓の確認をおこない他手番記録の有無について検索をおこない、年金加入履歴の整合を本人にしていただく事を常に徹底してきました。反省点としては、基礎年金番号制度が導入された時に徹底した手番記録の照合・統合をおこなっていれば、このような大きな問題にまでならなかったと思います。
12096	地方庁	その他(社会保険事務所)	分かりません。	拙速に急いでも間違いが必ず生じてしまうので丁寧に取り組むことを心掛ける。	記録問題がこんなにすごいものと認識したのは報道があったときではないか。それまでは正直認識していなかったと思う。	まず年金の知識を深く勉強したうえで、不安感少しでもを取り除けるようお客様に誠実に対応するよう心掛けた。 反省点としては、やはり職員数が多い時に少しでも解決していなかったことが挙げられると思う。現在はどうしても職員が少なくなってきているので民間業者の力を借りても迅速に解決することが難しい状況だ。今の状況が続けば体調を崩す職員が続出してしまうのが分かりきっている。ただそんなこと言っても仕方ないが。私個人として強い使命感を持って今後の仕事に取り組みた
12097	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	拙速を避け、時間をかけてじっくり精査したほうが、早期の債権回復につながるものと考えます。	社会不安を増大させる大問題だと認識します。基礎年金導入時に世間の注目度を高めさせていれば(基礎年金番号とその他の手帳記号番号の統合など)、ここまでの問題には発展しなかったものと考えます。 いわゆる「消えた年金」、大量の紙台帳がオンライン記録に反映していない問題については、病気休職していたため、マスメディアの報道で知りました。	残念ながら病気休職していたので問題の対応にあたることはできませんでした。 現時点での反省点は、長期にわたることが当然の年金の記録をそのとき限りのものと考え、請求時に探せば良いとの考えがあったことは否めない。 新しい会社に入ったら、新しい年金番号を使い、ひとつにするのは年金を受け取るときで構わないという考えが、当時の職員や被保険者にあったと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12098	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ほとんどの問題点は解明されているように思います。 ただ、その原因について、一部の事象をあたかも全体的なもののように報道したり、全体的なものを十分説明しなかったりと、むしろ庁が本気で根本的な問題解決に臨んでいないように感じます。	まず、基本データの再構築から 紙ベース(マイクロ化を含む)情報の完全磁気データ化 これしかないでしょう ただし、失われた部分等もあり、古文書解読に似た作業が要求されるので、ただ人数を集めただけでは作業困難と思われる。	本庁旧台帳記録と地方事務所の旧名簿があり、地方事務所から進達によりその転記で本庁旧台帳が作成された。しかし、内容の突合チェック体制は不明。 また、5年に1度の中間進達後不突合リストを地方事務所に丸投げして記録補正をさせ、現在の磁気データ収録記録としたことにより、内容の不正確なものはすべて地方事務所の責任となってしまった。不突合リストは資格記録チェックよりむしろパンチミスが大半を占めていた事実。 本庁は脱退手当金、死亡者等の年金に結び付かない記録を早々にマイクロカセット化し、磁気データ化から除外したため、記録調査を困難にした。 昭和50年代当時、業務センターで裁定した年金番号の記録はオリジナル記録に依らず、裁定作成と同時に資格記録を磁気データ化したものが多く、事業所記号番号が失われて記録調査を困難にしている。また、収録誤りも散見される。 問題として認識したのは完全オンライン化された昭和後期頃だったと思います。	地方の一介職員では、全体的な問題には対応のしようもない。少なくとも自分が扱う記録について正確な記録収録を心がけた。 総合的に見ると、本庁の記録管理体制が取れていなかったとしか言えない。地方事務所も積極的には動かなかったが、基本システムの提示がない状態では取り組みようがない。膨大な量の記録補正作業が地方事務所で細々となされていたことを問題として取り上げることなく、システム化を怠った本庁の記録管理部門を追求しなかったことが反省点です。
12099	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	人員さえ揃えれば解決する訳ではないと思います。やはり経験豊富な人材のみの職員を集約して対応する必要があると思います。ただ、経験豊富な人材は、既に退職していたり、協会ケンポ職員となっていたり、精神的な病気になってる。何れにせよ、任期付職員や賃金職員で対応できるものでわなく、やる気のある経験豊富な職員が、多数必要であると考えます。	一日でも早急に解決しなければならないと認識していました。また、この問題は、平成19年にメディアへ公表されてからです。	目黒に仮設された「ねんきん安心ダイヤル」で対応したり、5千万件のリストへ名簿からの転記作業、標準報酬月額にかかる2万件の訪問調査、同僚事案にかかる調査、25年に満たない無年金者の調査、ねんきん定期便にかかる標準報酬月額の調査そして、来所されたお客様の対応を積極的に行ってきました。その反面、通常業務がおろそかになってしまったことが反省点と考えて
12100	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	年数がかかろうとも徹底した調査が必要と思います。	10年以上前に気がついていました。お客様の申立と年金記録がなぜ相違しているのだろうと思っていました。	お客様にできるだけ詳しく説明を心がけました。当時の上席者に相談しても国のやる事に間違いは無いのような回答しか得られず歯がゆい思いをしました。
12101	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	人を増やしこれまでの記録を整理する。 しっかりと管理できる仕組みを作る。	新聞等で報道されて初めて知った。	いつごろまでに、どのように解決できるのか想像できませんでした。 指示を受けて対応しました。 反省点としては ・1人1つの基礎年金番号で管理しなければいけない。 ・老後の生活に重要な記録である。 という意識がなかったと思います。 また、システム内の記録の整理整頓、事務所内の書類の整理整頓ができていなかったと思います。
12102	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になく、全て公表されていると思います。	紙台帳があるものについては、1件ずつ確認する。	戦前からの紙管理におけるやむを得ない事実。 入庁後まもなく。	平成9年頃から過去の記録整備として全国で整備を始めたが、加入者等の反応はよくなく、また職場の人的対応策もあまり講じられることなく過剰な業務量で行われたことに問題があった。できるだけのことはやったつもり。一人一人見つかるまで加入者に電話もして行った。 平成9年頃の業務を今一度行っている状態であるが、社会保険庁の業務量は非常に多いと認識している。このことから、過去から計画的に行うことが欠けていたと思われる。現在の急激な業務はこれらの反省になると思います。 もっと、加入者、受給者のため、職員の年金裁定業務の簡素化・効率化に向けた取り組みを行わなかったことは反省点である。
12103	地方庁	その他(社会保険事務所)		事務所一体となって取り組む	国民のために解決しなければならない問題と認識。知ったのはいつかは覚えていない。	電話・窓口においても丁寧に記録問題について説明するよう心がけた。反省点としては、もっと早く動くべきだった点が挙げられる。
12104	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	特になし	大変な問題だと認識しました。	特になし
12105	地方庁	その他(社会保険事務所)	ない	OBの方の記憶を借りる。実際にその場にかかわった人にしかわからない部分はあると思う	一連の報道があってからです	特別便に懇切丁寧に対応した。まず相手の話を聞くところから始めないと始まらない。機械化導入時において不備がありすぎたと思う。
12106	本庁	その他(本庁)	特にありません。	日々の業務を真摯に行っていくことだと思います。	現在はコンピューター管理されていますが、古い記録は全て紙台帳であり、厚生年金は個人の住所の記載なく会社がかわると年金番号を複数もっている方はたくさんいました。コンピューター導入の頃だと思います。	基礎年金番号導入で整備されていくのではとおもいましたが、特に個人的に対応するとかはありませんが年金請求相談時には職歴を確認するくらいです。会社や住所名前が変わったり本人も月日がたつと記憶がおすぐなるもので、そんな記録を何十年も正確に管理するしくみができていなかったことと責任感が薄かったんだと感じます。
12107	地方庁	その他(社会保険事務所)		現業と並行して記録整備の作業を行うことは厳しいと思われるため、記録整備の専門チーム等をつくって取り組むほうが効率的と思います。	平成6年ごろ、適用業務課で記録補正の作業をしているときに、機械化されていない記録やへんなカナ変換された名前の記録を見つけ、非常に驚きました。簡単に見つけられない記録がたくさん存在することに、自分一人の力では大きな解決はできないと感じながら、どうすることもできず	申し出があったものについては台帳等を確認してできる限りで記録を探し整備等おこなったつもりですが、個人でできる範囲には限りがありました。もっと大きな問題として上司に相談して取り上げてもらうべきだったと反省しています。
12108	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	過去の年金記録問題については、やはり旧台帳との地道な突合作業を行っていくしかないと思う。そのためには、今いる人材だけでなく、外部から年金記録に精通した人を、もっと積極的に雇用していくべきである。	在籍する前(21年5月以前)に、年金記録問題はすでにマスコミ各社からこの問題が取り上げられており、そのときの報道によって年金記録問題を知った。当時のこの問題への認識としては、紙ベースの台帳から電算化する過程における、データ移行のミスであると考えていた。在籍してからも、基本同じような考えを持っているが、それにプラスして、過去のデータ移行だけでなく、今現在のデータ登録においても、複雑な過程が存在し、ミスが発生しやすい箇所が複数存在して	データ登録時において、定型的な業務だけを行うのではなく、不明点等があった場合には、あいまいな形で業務を進めずに、知識者に判断を仰ぐことによって、ミスを減らすように対応している。過去のデータ移行については、移行の仕様が正確に作成されていなかったのではないかと、私自身は考えている。
12109	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	公開できる情報は公開して第三者からも意見や解決方法を募集すればいいと思う。	今までかなり隠蔽されていてわかったのは、ほんの一部だと思う。社会保険庁に勤めるまえから、新聞等報道を通じて知りました。	私、一人では、なかなか解決できるもんだいではないのですが、今までよりは、真剣に考えるようになった、年金の仕組みについて、もう少し国民の立場で情報公開するべきだと思います。
12110	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	受給者・被保険者の立場に立ち、誠意を持って対応すること。 信頼回復という目標を全職員で共有すること。	＞年金記録問題をどのような問題と認識していましたか 過去の職員による不作為であり、被保険者の立場に立って仕事をするという意識の欠如に起因するもの。 ＞そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか 2007年6月ごろ(マスコミ報道を受けて)。	＞(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか 受給者・被保険者の立場に立ち、誠意を持って対応する。 ＞現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げら＞れるとお考えですか。 被保険者の立場に立って仕事をするという意識の欠如していた点。 また、以前から記録問題の存在に気づいていた職員はいたはずだが、「誰かが解決するだろう」
12111	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	時間をかけて取り組んでいくしかないと思う。 並が多すぎて、現行でも十分に対応できているかというと疑問がある。 期限付きで対応を迫られているが、人手が不足している。また損統合の心配もある。	基礎番号導入により、ある程度は整理されたものと思っていたが、これほど未統合記録があるとは思っていなかった。	少なくとも基礎年金番号導入時に、本格的に調査すべきであったと思う。
12112	本庁	その他(本庁)	ありません。		歴史的経緯もひとつの要因であり、すべての国民に関わる事。関心を持つように、なったと思います。私が、認識したのは在籍する前でした。私自身も、意識するようになり学び始めました。	制度を正しく学び、家族や周りの人と、話題を持つようにしました。この問題については、私自身の知識などが浅く、国民目線としても恐縮なのですが、一般的に、触れてはいけない風潮というか、国任せということも一因だと思いますし、国のほうも、これまで伝えてこなかったと、思いま
12113	地方庁	その他(社会保険事務所)	疑重複の回答を頂けないために統合できない番号が多数発生し、今現在も未統合の番号が増えていること。	健保・厚年の取得届を提出する際に基番を記入しないと資格が空いてしまうことがあることと、将来年金を受給する際に記録が空いてしまうため本人に不利益が生ずる恐れがあることがあると、事業主及び被保険者に注意を文書なりで喚起する。	システム上の問題が多くを占めると認識していた。入庁前より存在を知っていた。	社会保険庁職員の意識の問題で発生した記録問題もあると思うが、実際の現状の説明もお客様にした。政府及び本庁が報道機関に振り回されたこと。
12114	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	実際の調査は、手間のかかる作業が多く、人員の確保が必要だと思います。	過去のずさんな記録管理により、納付記録が確認できないというのは、あってはならない重大な問題だと思いました。 この問題は、報道されるようになった頃から知りました。	他の業務は最小限にし、記録問題解決に努めようとしました。 長期的な実現可能な計画の策定と人員確保が今後必要だと思います。
12115	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ありません。	H21年4月の入局です。それまでは新聞やテレビニュースで、報道されていましたが、まだ、年金をもらえる年ではないので、あまり気にしてはいませんでした。4月に入局以来、お客様と話すときにも、裁定が遅いと苦情があり、その苦情もかなり激怒されていることが多いのにも驚きまし	サービスタンダードの遵守と丁寧な電話対応です。
12116	本庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	まず職員一人一人個々の年金記録の大切さを再認識しなければならないと思います。 また業務量にあった定員やある程度の妥協策が必要ではないでしょうか？	以前(10年程前)より年金給付裁定時等に記録のチェックが甘いとは感じてはいました。	こなさなければいけない書類が人員に対して多すぎるためそのまま日々の業務に流されていた感じです。やはり定員不足と職員一人一人の技術不足、またそれ程制度や仕事が複雑になりすぎていると思う。
12117	本庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	組織に入ったのが昨年の4月なので、よくわかりません。	この問題に対して、関心のある人とない人の差が激しいので、より周知活動に力を入れる必要があると思います。	組織に入る前からマスコミの報道などで知ってはいましたが、実際に内部で仕事をしてみて、報道されていることがすべてではないと実感しました。	基本的なことですが、相手の立場に立った対応を心がけていました。
12118	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				コンプライアンスとガバナンスの欠如
12119	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	業務センターでの持分を、しっかり作る たとえば、アメリカ年金や三共済の年金請求などは、センターへ引き上げて専門でやるべきで	別に認識してません。	

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12120	地方庁	その他(社会保険事務局)	会社の人事(社会保険担当者)による、 退職者への年金手帳の返還の不徹底。 これにより、被保険者は過去の記録を証明できる資料を失うことになる。 平成9年4月以前の厚生年金記録が浮いた理由の大半は、 ここにあると思われる。	事務手続きが円滑に進むよう、 明確な一定の基準を設ける。 例外を多く認めると、 コストと時間がかかりすぎ、 通常業務に多大な影響を及ぼしている。	(1)政府の基礎年金設立時に伴う、 国民年金と厚生年金の統合業務における、 見通しが甘かったこと。 (予算を割かず、方法は丸投げ。 国民への周知徹底の不足等) (2)年金請求時の窓口業務における、 各担当者の意識の違いにおける、 弊害と怠慢。 (記録調査希望者への業務の取り組みの、 意識と経験の違い)。 (3)国民の年金へ関心の薄さ。 (住所を変えるごとに年金手帳を発行したり、 (6)における事例など)。	個人としてできることは、 請求者に他に年金記録がないかの確認と、 調査依頼に対して真摯に取り組む程度である。 反省点については、 職員の業務への誠実な対応を行うことと、 多くの人が、自分の年金は自分の責任に基づくと、 受け止められていないことにあると思う。
12121	本庁	その他(本庁)		郵便局やATMで、自分の年金記録をいつでも確認できるシステムを早急に整備する。 インターネット申請をもっと身近なものに拡充する。24時間思ったときに届出できるように。 住所変更届は第二号被保険者も第三号被保険者も完全に住基台帳と連動させる(国民年金第3号届が平成14年4月に市町村の事務から外れ、会社届出になったために、住所変更できてない人が続出した)。 共済組合をなくし(厚生年金基金みたいなかたちに再編し)厚生年金に統合するなどー元化を進める。	年金記録に不備が多いことは採用当時(平成9年ごろ)から知ってました。	国民年金をはじめすべてが個人や事業所の申請主義や届出制とのからみで、年金記録の不備をどうしたらいいのかわかりませんでした。毎年11月が年金週間で、その時期は出張相談やらポスターやら広報をやってましたが、他省庁の広報と同じ画一的なものでマスコミに注目されることもなく・・・。平成9年当時、最も目立たない官庁のひとつだったと思います。いわゆる3層構造があって風通しが悪かったことが反省点と思います。当時から情報公開し注目を浴び透明性を確保したうえでないと、いくら広報してもだめだったと思います。
12122	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にないが、「消された年金」という言葉が独り歩きしているとおもいます。期間照会や第三者委員会への申し立てでも明らかに加入していない方の受付をすることがあります。	戦争中や戦後の年金制度や加入要件など職員や申請者に、もっと資料の提供など庁からすべき。また特別便や定期便がわかりにくいことや共済組合など他制度との整合性など本来の通知目的と異なる問い合わせが多く、社会保険事務所や当人が混乱した。	事業所が届を正しく提出を提出していない。単なる事務ミスや新入社員は試用期間のあいだは加入しなくてもよいとおもっている事業所がいまだにある。戦前戦後の記録が整備されてなかったのは最近まで知らなかった。	特別便や定期便に積極的に対応した。休日出勤もした。 アンケートが遅れたのはインフルエンザでずっと休んでいたのが理由です。回答が送れてご迷惑をおかけいたしました。
12123	本庁	その他(本庁)	特にありません。	全件いきなり解決するような特効薬はないと思うため、一件一件を丁寧に解決していくことが解決方法と考える。	問題の存在を知ったのは、国会等当時の報道によります。認識としてはまず5000万件という数の膨大さと、預かりに対する支払いが無いという問題の大きさから、組織の信頼に対するダメージが回復できるのか、また回復に向けての努力は大変なものになると感じていました。	所属していた職場がいわゆる総務系の仕事であったため、直接の解決・対応となることはできなかったのですが、お客様から頂いた電話、苦情などに対し、懸切丁寧に対応させていただきました。
12124	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし		年金記録管理がずさんであったため、個人の特定が困難 平成20年ごろ	適用にかかる事務センターでの業務のなかで 基礎年金番号の適正な審査を心がけた。 年金記録は受給するときにつきあわせれば・・・ といった「先延ばし」体制に問題があったのではないかと考えます。
12125	地方庁	その他(社会保険事務局)	昭和32年の当時の切替え業務、先頭の資格記録が再取得の場合は、気を付ける様にしていた。	新規取得があると想定されるため、名簿上から調査することが、大切です。	大変な問題であり、相談室業務の大切さを知りました。 平成7．8年頃、荒川社会保険事務所時代。	名簿保管なので、当時の社会保険事務所へ案内させることが、重要だと思います。
12126	本庁	その他(本庁)		年金法律改正	請求主義の限界就職したときから	法律改正
12127	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません	一気に解決することは不可能であると考えます。 現行制度を維持するのであれば、現在の対策等を地道に続けるしかないのではないでしょうか。 制度そのものを見直すのであれば、過去の記録を一掃し、解決を図ることもできると思います。	問題として認識したのは、マスコミ等で取り上げられた時期です。 入庁後2，3年目には、1人で複数の手番を持っている人は相当数いるだろうし、年金手帳を紛失する人もいるだろうとの認識はありました。ただし、年金の裁定請求時に過去の記録を確認するのだから、年金手帳の紛失や過去の職歴を覚えていないことは、個人の責任に属するものだろうと考えていました。	社会保険事務所に出向した際、20歳以上の新規の厚年手番取得者について、氏名索引等を行い、手番の重複払い出しをしないようにしていました。 年金記録問題については、事務処理にも問題があったとは思いますが、厚年と国年で異なる手番を払い出し、同一制度でも複数の手番を払いだすことが可能だったことが、大きな原因だったと考えます。 年金記録の管理を個人の責任としないのであれば、出生届の提出と同時に全国民に社会保障番号のようなものを払い出し、個人情報、社会保険制度に関する手続き、サービス提供等をすべ
12128	本庁	その他(本庁)	特になし		10年前くらいに期間照会の業務に携わっていたことがありましたが、ボロボロの台帳から見つけ出すのは非常に困難であり、中々被保険者の期待にこたえることができなかった。 そのような記録が5千万件あるというのは報道で知りました。	紙でしか扱えなかった時代のことを考えると記録問題として扱うのはどうかと思う、戦前から今のシステムがあれば、起こり得なかった問題であったと思います。 ただ被保険者の立場になりますと、しょうがないで済みません、完結するまで取り組んでいかなければならないと思っています。
12129	地方庁	その他(社会保険事務局)	有りません。	いつからやるとかではなく、今できる事をすぐにやる。	新聞等で初めて知った。	基礎番以外の手番については、年金裁定時に調べるので大丈夫と言われたが、統合処理はすぐに行ったほうが間違いがないと思った。 記録確認の機会をふやす事が大切だったと思う。
12130	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし	現在行われている作業が有効であると思う。		
12131	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	相談窓口のスキルアップ。 記録照会に対して完璧な回答をする。	ずさんな記録管理が引き起こした問題だと思います。手書きとはいえ、名簿・原票等の誤りが多すぎます。また、機械化された時のチェック体制が甘かったのではないでしょうか。 ただ、一概にそうともいえない部分があるのも事実ですが・・・。 すべて、相談(請求)にいらしたお客様の記憶のみで記録を確定しなくてはいけなかった体制にも問題はあったと思います。今だからこそ、日本国民が誰でも「年金」ということに興味を持ち、怒りさえぶつけてくれていますが、数年前までは自分が年金を受給する時点まであまり関心がない・・・という状態だったように思います。そのまま年金相談されてもきちんとした記録の確認がお互いできなかったのではないでしょうか。 年金給付の業務についた時にそう感じました。(10年程前です。)	お客様一人一人と誠心誠意対応させていただいております。 特別便や定期便については「あれやります、これやります。」というパフォーマンスだけで何の結果も得られていないような気がします。本当に記録が消えていた人は「記録正常」で回答を提出し、何の問題もない人に限って、自分の年金記録がおかしいと訴えてきます。 年金問題が起こった時点で時間がなかったのはわかりますが、事務処理体制(報告等も含む)についても、もう少し綿密な計画を立てる必要があったのではなかったでしょうか。特別便をもてあましているのに、定期便まで始動していまい、対応する職員はもちろん、郵便物が届いた方々も困惑しているようです。
12132	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。		ほとんど入社した直後だったため、年金記録問題というものが存在していること自体を、新聞等で取り上げられるようになってから認識した。	窓口に相談にきたお客様には、過去の記録がないかどうか積極的に確認を行った。 年金記録問題に対する問題点としては、すべての対応が後手にまわりすぎていることだと思う。 年金特別便などを送付すれば窓口が混雑するのは予想できたにもかかわらず有効な改善策をとらなかったり、記録管理係のような一括して特別便に対して回答をだすような機関をつくるのが遅いと感じた。
12133	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	他に知っていることはありません。	全て解決するには本人に確認する以外方策は無いと思います。	マスコミ報道された時期に承知しました。 ただし、高井戸庁舎において被保険者記録を紙台帳で管理していた頃、当然のことながら紙台帳にて裁定事務等を行っておりましたが、紙台帳の索出の際に紛失等が発生するのではと感じたことがありました。	紙台帳の索出の際に、誤った索出をしないよう、また、誤って索出した場合等には元どおりにすることに留意したと思います。 厚生年金も同様ですが、国民年金の記録については、特に市町村が管理していたことから、市町村の名簿等から転記せざるを得ず、転記ミス等が発生する恐れがあったと思います。 事務量の問題もありますが、今となってみれば、これらの作業についての確認業務がおろそかであったのではないかと思います。 また、保険料徴収に係る厚生年金記録の訂正については、徴収率の問題が裏にあり、事業主の了解のもと納付優先で処理されたと思います。
12134	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	時間をかけ、1件1件解決に向けて取り組んでいくしかないと思う。	制度で異なる年金番号、基礎年金番号の導入時での統合・切替作業が 十分でなかったのではないかと思っていた。	上記にも関連するが、基礎年金番号導入時に、もっと徹底した取組みを 行うべきであったと思う。
12135	地方庁	その他(社会保険事務所)	任期付職員で入所したものなので存知あげません。	真面目に納付している方が割りに合わないような制度とならないよう、しっかり 事実確認を取った上で、公平な制度の維持が大切だと考えます。	任期付として入所してからです。紙台帳からコンピュータへ変換するときの 不手際が大きな問題の要因の一つだと思います。	まるで職員全体でお金を着服していたような印象を与えるマスコミの報道や すべて社会保険庁が消した記録のような報道に対して、どのような経過で、 保管されている資料および記録の確認が行われているか、また、全く検証 出来ない事案なのか、あまり適切な説明の報道はみうけられません。 それにたいして、本人の記憶だけで年金支給を良しとする場合が多いのは 逆にこの後また、多くの問題を残すと思います。
12136	本庁	その他(本庁)	思い当たりません。		18年9月に電話相談(ねんきんダイヤル)の担当になってから、受給者・被保険者の方から自分の記録が足りない等の相談を受けることがあった。 国年の納付が確認できる書類があれば社保へ申し出を推進。 だだし、すでに社保で調べてもらったら「ない」と回答をもらったが何とかならないのか？という人には、確認できる証拠がなく、社保で見つからないといわれたのであれば現時点では救済措置はないと説明を行っていた。	当時は第三者委員会等、期間確認結果認められなかった人についての不服申し立て機関がなかったため、本人にそれ以上の提案をすることが出来なかったが、現状、特別便等々で、かなりの記録が判明できているので、もっと当時も社保等の調査を再度行ってもらったりすれば判明したのかも知れないと思う。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12137	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金問題による制度への不信と動揺は国民の皆様だけではなく職員や組織の運営・制度の運用にも重大な動揺をもたらしている。国民との相互信頼の上で円滑な制度の運営・運用が理想であり、絶えず目指すものと考えます。この問題の解決に向けた対策は、多分に政治的判断やマスコミの加熱報道に巻き込まれ、早期決着を優先し過ぎた側面があると思う。 このため、国民は以前にも増して不信が増大し、制度への正しい理解よりもスキャンダラスな事象や制度のあら捜しへの興味へといわゆる三面記事ゴシップ的な関心へと変化し、自らの福祉に対する理解をも目を隠す状況にあるのではないかと非常に危惧しております。また、一線の職員もこの状況の中、自身喪失やモチベーションの著しい低下は著しいものがあります。 年金機構発足のこの機会こそ、制度への不信の払拭と信頼回復に向けた第一歩として、強く国民の皆様へ向けて具体的なアピールを行うべきと考えます。是非、発足後数年の間は必要な予算を確保し、制度への啓蒙と共有のための情報発信を兼ねたアピール度の強い宣伝・広報をマスコミ等の情報媒体を大いに利用し、積極的に展開していただきたい。	「個人記録の覗き見・未納問題」「免除記録の改ざん」「宙に浮いた年金記録」と続く中、国民の不信は強い個人の不安を引き起こし、制度に対する疑念が直接的に職場を直撃する事が想像できました。具体的には未納者や生活苦を感じる年金受給者等の金銭的なパニックに近い騒ぎが起きると確信しました。 年金記録問題では、この問題が発覚した時に自身が存在を知らずに、その件数等の規模の大きさ、驚大さに驚きました。むろん解決に向け、個人を特定するための一件の作業すら、その過程を考えた時、早期の解決は絶対に無理であると考えました。 そして、何故に本庁はこのような未決案件を隠蔽し、長年にわたり放置してきたのか。本庁に対して少なからぬ憤りを覚えました。組織の中の一人として自分自身に対しても、年金記録等の個人情報に対しての取扱いや管理に対する認識の欠落・甘さがあったと思います。 また、地方庁と本庁との長年にわたる人事等の二極平行的な構造が、問題を深くし、この問題を隠蔽してしまきてしまった大きな要因であると思います。 発覚した問題は必ず解決をしなければならないものであり、国民の皆様が納得した形で終結を向かえなければならぬと考えます。しかし、現実的には早期の解決は不可能であり、国民の皆様へ適宜に情報開示をしつつ着実に丁寧に処理を進めていかねばならぬと考えます。	
12138	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	よい方策はというのは考えられません。時間はかかると思いますが、二度とこのようなことがおきぬよう、一件一件確実に解決していかなければならないと思います。	報道等で問題視されてから知りました。当初は申請者の申告漏れにより、宙に浮いた5千万件なのだとあまり大きな問題とは思っていませんでした。	つねにお客様の立場に立って考えて行動するように心がけています。高齢者が多いので、被保険者期間が開いているところ等は丁寧に聞き取り調査して間違いがないか確認しています。
12139	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			当然起こるべくして起きた問題であり、良い事だと思います。 事務所にいるときに年金給付課に配属されたことがありました。(平成14・15年頃)その審査のときに氏名検索をして出てくる手番が、本人のものかどうか不明でそのまま浮いた状態にせざるを得なく、どうにかして誰のものか特定してあげたいと思っていました。	当然のことなのでしょうが、年金審査段階でできる限り本人のものを特定しました。 当時できる限りの審査は行った認識でいますので、やむを得なかったと思います。
12140	地方庁	その他(社会保険事務局)		人員の拡充、システムの見直し	存在を知ったのはTVなどの報道をきっかけに知りました。 発覚してからは、どうしてあんな管理体制で今までやって来たのか非常に疑問を感じた問題です。	お客様に今回の問題の経緯を説明をして少しでもお客様に「なぜこんな問題が起きたのか」の理解をしてもらおうとしました。 庁もしくは事務局などの管理者と現場の人間の意志の疎通ができていなかったことと、甘い管理体制の中で業務を行っていたことだと思います。
12141	本庁	その他(本庁)	厚生年金は、事業主が保険料を未納でも加入者全員、納付済み扱いとなること。これを逆手にとれば、実態のない会社を起こし、老後の年金のために標準報酬を高く設定して加入。保険料は一切納めず、当然財産もないため、滞納処分もできず、認定全裏にでもされるまで加入となりえる。	遡用拡大は現実に反していると思います。任意継続被保険者制度のように従業員に責任がなくても、会社として保険料未納であれば全裏とする。全ての滞納事業所を差し押さえし、保険料を完納とするのは、不可能です。実態がなければ差し押さえる財産もない。事業実態がなければ遡及して認定全裏とするのが、不正防止にもつながると思います。のちのち事業主が第3者委員会にでも訴えて遡及して記録が改ざんされていると騒ぎ、救済されるのでしょうが。	報道から知りました。事務所で国民年金課に在籍していたとき、日々、未統合の手番を統合する処理を受けていましたが、その未統合記録が5000万ほどあるというのは驚きました。中でも、コンピューターへ移行していない記録の存在が一番問題だと感じます。	特別便を受け来訪される方々に対し、記録を丁寧に確認するよう心がけた。 未統合記録がどれほどあって、コンピューターへ移行していない記録がどれほどあるのかなどの実態を把握できてすらいなかったのではと感じています。把握していて対応していなければもちろん問題ですが、それ以上に把握すらできていなければ記録を管理する組織として恥ずかしすぎます。
12142	本庁	その他(本庁)	なし。	部署の枠を超えた全課的な対応により、スピードアップを図るべきだと思う。	長年の行政の不作為の集積によるものだと認識している。 平成19年6月頃に知った。	当時国民年金課の係長であったが、なるべく厚生年金(主に適用)の知識もつけるようにし、窓口の相談などで未統合記録を見逃さないように心がけた。 反省点としては対応策が変化することにより、例えば今申し立てを行っている方と、2年前に行った方で認定のされやすさに違いが生じてしまっていること。
12143	本庁	その他(本庁)		特別便などで被保険者ひとりひとりに自身の記録について確認していただいているなかで、調査、再裁定については迅速な処理を行い、1件1件誠実に対応していき、未統合記録等を減らしていくことが必要。	実際、受給者に統合されていない記録がいくつも見つかる等、本来支払うべきものが支払われていない重大な問題ととらえている。 知ったのは新聞の記事でだったと思うが、正確な時期は覚えていない。	(7)について自分は再裁定の業務を行いましたが、迅速な処理を心がけた。年金制度が始まって以来、様々な問題が積み重なって生じていると思うが、1つには裁定業務における本人の記録確認の甘さだと考えます。
12144	本庁	その他(本庁)				
12145	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	時間はかかるが一件一件解決していくことだと思います。	基礎年金番号に未統合の年金手帳番号の問題と認識していました。基礎年金番号が始まった平成9年から、このこと自体は知っていました。消えた年金、宙に浮いた年金と報道されたあたりから、所謂、記録問題として捉えました。	年金記録問題が起きる以前、地方庁においての解決方法は、未統合の手帳番号についてお客様が年金相談や年金請求に来所された際に、お客様と確認をしながら作業を進めて行くということが唯一の方法でありましたので、そのとおり行っていました。反省点としては、基礎年金番号が始まった当初から、所謂、特別便などを行うべきだったと思います。または、二十歳付番以外は3制度別番号管理で移行しても良かったのではないかとも思います。
12146	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		全国民に統一的な番号で国税、医療、年金を管理することが解決に向けて望ましいと思われる	以前より年金手帳番号(基礎年金番号)の重複払出しがあり、これらの記録のの統合は、裁定請求のときに請求者の履歴に基づき統合されるものと思っていた	国民に対して、自分自身の)記録の内容について意識してもらうこと、また、行政側は、常に国民が自分自身の記録に対し監視的な目線で見られているという意識で業務を行うことが重要なことと思われる。 また、今後は基礎年金番号の重複払出し(疑重複調査)を確実に実施すべきだと思います
12147	地方庁	その他(社会保険事務所)	どこまで知られているかわかないですが、障害厚生年、遺族厚生金受給者に過去の厚生年金期間が判明しても、300か月みなし計算している場合、年金額が下がるケースがある。 厚生年金期間が判明したため、長期(240か月)になり、振り替え加算額がなくなり、配偶者に加算されていた加給年金がプラスされなくなり、結果、本人にとって不利になるケースもある。 第四種期間がある方に過去の報酬の低い記録が判明しても、四種期間の訂正になるので、年金額が下がるなど。 記録判明すれば、すべての年金額が増額されるわけではない。	年金制度に精通した人を呼び寄せ、すぐ相談できる体制を作る。 うちのOBで年金制度に精通した人はたくさんいるので、オブザーバー的役割をしてもらう。 年金問題は人だけ集めればできる問題ではないと思います。	宙に浮いた番号(基礎年金番号に収録されていない記録)があるのは知っていた。 ただ、基礎年金番号制度ができたとき(平成9年時)本人宛、他番号照会しており、返信がなかったものが、宙にういた状態になった。 お金をかければ、今回のように、ある程度対応できたかもしれないが、以前は、 年金なんてという情勢で、予算もなかったと思うし、これ以上の対応はできなかったのではないでしょうか？	上記のとおりです。 ＩＴ時代からいうと管理がずさんといわれますが、昔はパソコンなどないから、紙に記載し管理していた。私が入社したときはすでに、オンラインにて入力されるようになったので、事務の流れはあまりわかりませんが、かなり大変だったと予想されます。(たとえば、会社の保険料をあわせることだけでも) それを、いまの感覚で言い争うのはおかしいと思う。 ただ、基礎年金番号化以降は住所の登録がされたので(ただしこれも会社の届出がされていなければ、不完全ですが)生年月日順にでも、本人宛、特別便みたいなことが少しずつでもできて
12148	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に無し		平成9年に基礎年金番号が導入され、その後手帳番号が未統合のままのものが多数存在した。 この未統合の手番が宙に浮いた年金としてマスコミにより大々的にたたかれた。 これ以外にもあると思うが最大のものは以上のものだと思う。 平成18年ごろだったと思う。	記録問題が勃発してから、確認のお客様が増大した。ひとつでも多くの手番統合をしようと、お客様に丁寧に聞き取りを行った。 この問題については短期決戦では無く、腰をすえてきちんと行わなければいけないのではと思う。
12149	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません		過去に働いていた記録なので、それが間違っていたとしたら、重要な問題だと思います。勤務し始めからです。	本人の記憶をもとに、記録の解明につとめるべきとおもいます。
12150	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません		マスコミ等で報道されるたびに、ほんの少数の記録漏れがあるのかと思っていた。	全体で認識し、対応するべきだったと思う。
12151	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません	わかりません	新聞・テレビ等で報道されるまで知りませんでした。	
12152	地方庁	その他(社会保険事務所)	今までも、「過去記録の整理」ということで、業務センターから被保険者あてに未統合の手番等のお知らせをしていたが、そのお知らせを送ることができない(住所が不明、本人を特定できない、名簿の読み取りができない)者が、多数存在した。		手書きの時代から、お知らせできないと思われる被保険者が多数存在した。 裁定のときに、本人に申し出てもらうしかなかった。 本人の記憶を頼りに記録調査するも、違う会社名で登録されている、名簿を保存している事務所が最終に存在した場所による、本人が働いていた店舗名と雇用関係を結んでいた会社名が違う、本人の記憶があいまい、等々の理由により、特定できないケースが多々あった。	記録整理のため、人とお金を投入して調査をつづける。 住民票、雇用保険、税法台帳を利用して、本人の特定をしていく。
12153	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		過去の年金記録については、それぞれ個別に確認していくしかない。 今後は、、保険料の決定、徴収の仕方も含めた制度自体の見直しも必要と思う。	年金記録の取扱が不適切。適用制度自体が社会の実情とあっていない。平成8年頃	問題が大きすぎて、個人的な対応は不可能に思えた。県単位や労働組合から意見はあげられていたと思う。 コンピュータ化した時点で、年金記録をすべて正確に登録し、重複した記録を本人に案内できる仕組みをつくるべきだった。 年金請求時に記録を整備すればよいという考えが全体的にあった。
12154	地方庁	その他(社会保険事務所)		新組織は開庁時間が早まるので、9：00までの時間を活用して記録確認 にかかる書類の処理等を進めるべき。	新聞報道ではっきりと認識した。将来の日本の社会保障の根幹に 関わる由々しき問題だと認識している。	年金得別便の窓口が混雑していた際に、率先して窓口に立った。 後1年特別便の準備に時間をかけていれば混乱は少なく、結果的に 再裁定も早まったのではないかと考える。
12155	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	WMへの未登録記録の整備及び突合	入庁時にはWMがあり、基本的な記録は整備されているものと認識しており、旧台帳記録は力セットNOの表示があるのでその都度、記録整備するものと思っていた。 また、それ以外については各社保への期間照会により記録が特定できるものと 考えていた。 本問題を知ったのは、年金記録問題が発覚し、実際厚生年金記録を調査する中で実態を知ることとなった。	すべての問題の根源は、「‥だろう」「‥のはず」という考えの中で、社保・事業所・被保険者が考えていた事ゆえの問題であるので、すべてのことに対し、具体的な確認を行うこととし「‥かもしれない」という意識を積なわず業務を迷行していくべきと考える。
12156	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	法律や制度に詳しいOBの方に来ていただき、業務スピードをあげる。	記録統合漏れで、平成18年4月に嘱託で入社してから知りました。	伝えられる情報すべてを提供し、窓口や電話対応を心掛けた。 しかし、人の記憶も限界があり、年金問題をクリアにするのは困難である。一度、どこかで区切りをつけ、新たに制度を発足させる方が良いかと考える。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12157	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	進捗を上げる為に、現場(最前線)の状況を確認し、又は作業者より改善策を聞き取りするなどが必要かと思います。 (理由) 飲み会の意見交換で・・・(作業部署により違うでしょうが) 完了見通しが当初より遅れ、まだ長引く予想なので現場の士気も低下(これでは、終わらない感)している。時には、回答用物品(封筒や説明チラシ)がないなど、「これでどうするの」と思う時もあった。との話を聞き、なるほどと思う。	(問題の認識) マスコミ報道が大きくなり、年金不信(不安)を煽っている。しかし、制度の根幹に不安はないと思っていた。ただし、世代で不公平感があるのは事実だが。 なぜなら、年金は、国家が無くならない限り支給されること。また、預けたお金より多く戻ること(保険料に対する給付の倍率も厚生年金は20歳で2.3倍、国民年金は20歳で1.7倍の試算もあり)これは少し考えれ分かることだからである。 しかし、家庭でこの話をすると、だから公務員は駄目だと叱られてしまう。年金を貰う方としては、少しでも多く増やして出して欲しい。その為に頭使ってよ!と言った感じである。時代の変化と見る視点の違いで、自分の意識も改めなくてはと痛感した。 (問題の存在) 記録に関する問題の存在は、マスコミ報道より知る。	(問題と対応) 相手(年金の受給者)側に立った、見方で物事を考える様にすること。 また、与えられた仕事に反映させること。(先ずは仕事で無駄使いのないよう、コスト削減に努める) (問題の反省点) 記録に関する管理が、支払いを重視したものではなかったと感じる。 また。特別会計の中で、お金を集めて使う(報道されたグリーンピア施設の無駄使い等)など、素直に反省すべき点はあったと思う。 家計の支出に占める、税金と保険・年金の割合が同じ位大きい現状を考えると、些細な問題ではなく身近な問題として、不安のない年金制度を守る一端を担っている責任を感じる。
12158	地方庁	その他(社会保険事務局)	これまで報道などで公表されてきた問題以外に、私が存じ上げている問題は一切ございません。	社員の方一人一人がもっと問題の重要性をきちんと把握して、職務をこなす毎日の中で、たとえどんな業務であっても一つ一つを責任感を持って実行する。言うまでもないような当たり前のことですが、現時点では何か違う方法を考えるよりもそういうことの徹底からしていくべきでは、と思います。	この問題の存在を知ったのは、私がここに勤めるようになってから一年と少し経った頃であったと思います。当時は把握自体がなかなかできず、自分とは直接かかわり合いのないような問題という認識しかできていませんでしたが、今となっては常に背負っていなければいけない課題のようなものになりつつあると思っています。	自分の立場でどのようなことができるのか見当もつかず、ただひたすら目の前の業務を確実にこなしていくことに必死でした。 問題については、一番に仕事量と人員の割合、責任感を持ってまじめに業務に勤しんでいる方とそうではない方との大きな差、そして情報管理の徹底の充分とは言えない目配せにあるのではないかと思います。根本的な発生当時の状況は私にはわかりませんが、毎日の職場で感じること、OBの方々の異様とも言えてしまうような不必要な職場への出入りなど、それらを見ていてなんとなく…そう感じました。 割り当てられた人数が減っていくのに対し、充分な人手がなくても決して仕事は減ることはありません。一人が時間内にできることには必ず限度があります。 当然のことですが、出勤することが仕事とは言いません。にもかかわらず、ある社員さんを見て「この人は何をしにここへ来ているのだろう?」「傍から見ているとWMの前で入力をしているようだけど、どう見ても関係ないようなキー操作ばかりしている?」といったような疑問を抱くことがとてもよくありました。その隣の社員さんはいつも朝早くから夜遅くまで必死で業務をこなしているのに、この人は何もしていない。などといったように、勤勉な方とむしろ真逆とも言える方、そのような方々の裏泥の差は必ずあらゆる系統のことで何らかの歪みをもたらします。 以前ここに勤めていたからといって、頻繁に訪れては簡単に入室していらっしゃるOBさん方。お顔を出してくださるのは決して悪いことではありません。ですが、重要な用事もないのに一週間のうちに何度も何度も訪れるのはさすがにどうかと思います。こんな言い方はしたくありませんが、OBとはいってもあくまで現在では部外者です。個人情報がたくさん鎮座されているこの職場へ、誰のアポもなしに平気な顔をして堂々と入っていらっしゃるのはどうなんでしょう。当時の方々は、こんなにも情報の保護や管理に関心を持っていらっしゃらなかったのかと不信感を持ってしまいます。 以上の問題は、いずれも当たり前のことをしっかりしていれば発生しない問題かと思います。で
12159	地方庁	その他(社会保険事務所)				
12160	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし。		新聞の報道で初めて知った。 具体的には分からないけど、大変なことになるなぁと思った。	庁や事務局、事務所で決められた方針に従って処理をすることしかできない。 「ねんきん特別便」は見切り発車的にスタートしてしまったため、いろんな問い合わせに対する回答が一律にできず、人によって違う回答をしたことでさらに国民の怒りを買うことになった。 また、印刷ミスなどで何度も何度も同じものが郵送されることにも「税金の無駄だ」と文句を言われたことがある。 問題に対してすぐに対応しようとするのは大事だけれど、もっとしっかりと内容や流れを詰めてからやらないと国民も職員もパニックになるだけで、全く解決に向かわないと思った。それに、一つのことが終わらないうちに次々といろんな照会業を送るので、現場は対応しきれない。時間はかかるかもしれないが、一つのことが完了してから次のことをやってほしい。 「ねんきんダイヤル」は、問い合わせがあっても社会保険事務所の電話番号を教えて、そこに電話するようにと言っている。何のための専用ダイヤルなのか分からないので、なんとかしてほし
12161	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	謝金職員、非常勤職員、アルバイトに関わらず社会保険庁に携わるすべての人間が自分自身の問題と捉えて取り組むべきだと思います。	5年ほど前からニュースで概要は知っていましたが、自分自身も厚生年金加入期間があるので他人事ではないと思いました。	ひとつひとつの処理が相手の方の将来の年金受給額に影響するので、失敗や間違いをおこさないように心がけました。
12162	本庁	その他(本庁)		元職員の協力も不可欠。素人ばかりを大量に投入しても根本的な解決は不可能だと思う。	未統合の記録がある事は認識していたが、まさか5千万件もあるとは思ってもみなかった。やはり年金記録問題が発生した当時に事の重大さを認識した。	年金相談時には、本人に思い出してもらうようにヒントを与えていたが、それでも思い出せない人に対するフォローが充分でなかったと思われる。 また厚生年金の記録には、本人の住所管理がされていない事が大問題であったと思う。住所が特定できれば、この問題ももう少し解決の道筋が明確になったと思われる
12163	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金制度を理解せず、加入したことがないのに加入していたとの虚偽の申告があまりにも多い。事業所からの届出そのものがいい加減なものがあまりにも多い。	一件づつ回答を出す又は虚偽の申告をした場合には、年金を全額返納することを前提に申立を認める	行政の不手際と本人の不手際(手帳の紛失等)が重なり、結果として、問題になった。年金手帳や通知書を紛失する人がいる以上、いずれ起きる問題。	行政側のいい加減な管理が原因との報道が多いが、問題を起こしたのは、過去の職員であり、現時点の現場職員は、過剰に業務をこなしている。現状を把握できない上司があまりにも多すぎ
12164	地方庁	その他(社会保険事務所)				
12165	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	人員を増やすことと同時にスキルをあげること経験が役立つ業務なので、人だけ増えてもミスの上塗りになりかねない確実にやるなら短期でなく長期的にやるしかないと思うもちろん優先順位(高齢者)は設けるべきと思うが	当初は、年金請求時に各個人が申し出ることで記録を一本化すればいいと考えていたので、年金記録問題への早期対応は年金受給者にとどまるかと思っていたが、現役世代まで波及していくことですぐには解決できない問題と思うようになった。また件数の多さには正直驚いた。報道で様々な事案を知るばかりで、目の前の相談者への対応におわれている状況	目の前の状況に対応することが精一杯であり、本来は緊急とはいえプランを練り、体制を整えて取り組む必要があったと思う。目の前の状況におわれ日常業務まで十分にできなくなり職員の士気が下がるばかりで体制も整わない状況では現場の混乱はひどかったすぐに解決する方法があるとは思えないので、もくもくと問題解決に向けて進むしかないと思います
12166	本庁	その他(本庁)			年金番号の未統合や年金記録の事実との相違と認識しています。 年金請求時に確認しているので大丈夫と思っていましたが各種報道により知りました。	年金請求時に自分の記録に間違いがないか今まで以上によく確認してもらうようにしました。 年金番号を払い出しすぎ、年金記録確認の機会の少なさ、本人の届けによる管理の限界などが反省点です。
12167	地方庁	その他(社会保険事務所)			庶務課に配属されていた入庁二年目位に、基礎年金番号に統合されていない年金記録の存在を知りました。知った当初、この年金記録については、年金の裁定請求時に探し出せばよく、すぐにでも解決しなければならない問題ではないと認識していました。	当時の対応としましては、直接は年金を担当していなかったこともあり、特に対応はとっておりませんでした。現時点では、もともと基礎年金番号上で本人の記録がすぐに確認できない状況であることが問題であり、担当をすることがなかったとしても、本人の記録が統合しないまま時間がたつことで不明になる恐れはないのか、請求時に本当にすべての記録について確認が取れるのかなど、周りの職員に問題提起をしていくべきだったのかも知れないと考えます。
12168	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません		7年前に業務課の期間調査を担当したときに不明な記録がずいぶんあることがわかりました。最初は戸惑いましたが、頻繁に直面することや、そのために期間調査の担当者が各課にいるということだったので、庁としてはそれが前提の方針であるものだと認識していました。	できる限りの調査はしています。 しかしこの問題は、今職員が頑張ったところで解決できる問題ではないです。 どうしようもない状況ですので、精神誠意頑張るしかない。
12169	地方庁	社会保険事務所課長級以上			年金記録問題と今はいっているけれども、制度発足より起こる問題であったと思う。	制度発足時より記録の整備について、真剣に考えていればこのような事態にはならなかったと思う。
12170	本庁	その他(本庁)	特にわからない。	受給者、被保険者の方からの信頼を回復することが第一だと考えるので、ひとつひとつ確実に職務を遂行すること、窓口等での親切・丁寧な対応といった基本的な部分から行っていかなければならないと考える。	膨大な数の年金記録について管理がしきれなかったものと認識している。年金記録問題が発覚してから問題の存在を知った。	窓口応対業務においては過去の勤め先や国民年金の納付状況について詳しく聞き取り被保険者や受給者の正しい記録に結びつけるよう対応した。反省点としては、制度がかわる節目に各種の届出・手続き等を被保険者や受給者に周知徹底することが不十分であったのではないかと
12171	地方庁	その他(社会保険事務所)	何回も転職を繰り返し、自分の職歴を完全に把握できていない状態の人が自分の年金記録が消えていると言っているケースがあると思います。	資格照会業務に精通した職員を各都道府県ごとに一箇所に集約化して専属的業務として従事させる。	平成9年1月1日に実施された基礎年金番号導入以降、基礎年金番号に統合されていない年金手帳番号がかなり多いことに驚きました。また、基礎年金番号への統合処理の件数がかなり多いことも驚きました。	事業所からの届出書や資格照会時に本人の申し出以外に年金記録が無いかどうか必ず確認を行い、もしあればその場で記録の統合処理を進めました。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12172	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特になし。			
12173	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
12174	本庁	その他(本庁)	よく分りません。	年金記録問題に真摯に対応していくこと。	年金記録問題において、5000万件宙に浮いているなどと報道があったときは、記録が洩れている方はそれほどいないのではないかと思っていた。 以前より記録の洩れ等による再裁定処理を行う部署が組織としてもあったので、記録の洩れのある方が存在することは業務部支払係在籍当時知っていたと思います。	当時、年金請求時に職歴等が思い出せず、その後思い出したりした方がいるので再裁定が行われているとの認識で特に対応したわけではないが、日頃から本人に記録を提供し、本人に職歴等と確認してもらっておくことが大切であると考えます。
12175	本庁	その他(本庁)	特になし。	ヒトとモノとカネを使い、期限を切って短期集中で行うべき。 平成9年の基礎年金番号導入以降、3億件あった年金記録は10年で2.5億件が整理され、あと残り5,000万件というところで記録問題として世に知られるところとなったが、結局解決困難なものが5,000万件残ったということで、ここから先は国民の協力も不可欠であるし、どのようなやり方をとるにしても2年なら2年で絶対終わらせるつもりで取り組む必要がある。また、すべての年金記録を基礎年金番号に統合することをゴールとせず、どうやっても確認不可能なものは「○○○の理由につき確認不可能」として整理していくことも必要なのではないか。そうしていかなければ100パーセントの解決はありえない。	この職場に入って仕事を覚えたときから、いつか必ず何らかの形で起こる問題だと思っていた。それは私だけに限らず、現場にいるすべての職員が大なり小なり感じていたと思う。 例えば会社法人の総務担当が新たに採用した社員の厚生年金加入の書類を窓口に持参する。「(過去に厚生年金に加入したことがない)新規加入」と書類に書いているが、こちらで確認したところ、この社員の方は実は過去に厚生年金に加入したことがあって年金番号を持っている可能性がある。その点をこちらが窓口で指摘し本人に対する確認を求めるも、面倒くさがられ窓口で揉め、やむなくとりあえずは新しい年金番号を作ることとなる。後日本人に確認のうえ記録を一本にまとめる手続きをするよう話すもほとんどは結局放置され、以前の記録は今で言う「宙に浮いた記録」になってしまう。 このようなことは日常的にあったので、「こんなことを繰り返しているうち、将来年金を受けるときになって記録が見つからなくなることもあるのではないか？」 とは現場の誰もが思っていた。	(8)のような事例に関しては、窓口に来所された会社法人の担当者の方には年金記録がつながらない、社員の方の不利益につながる旨を説明し理解を求めた。今では考えられないことであるが、年金問題が大きく取り上げられる以前は、世の中の年金記録に対する認識もその程度であった。 現場も、「年金を請求する時に今まで勤めた会社を本人が申し出てくれてそれをこちらが調べるなりすればいいし、自分が勤めた会社ぐらい普通は覚えているもんでしょ？」という認識であった。 旧厚生省は、20歳以上の全国民の年金記録を正確に管理することをどれだけ大変なことという認識であったのか。コンピューターを使うのであればどれだけのシステムが必要か？そのシステムは過去の技術でどこまで構築可能であって、そのためにどれだけの予算が必要だったのか？旧大蔵省はそういったコンピュータシステムの必要性についてどの程度理解し予算を確保したのか？
12176	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくにありません。	とにかく、時間と人員が必要なことだと思います。すぐに記録が見つかる場合は、よいのですが、見つからない場合、どの時点「記録なし」と判断するか、作業をやめるかが難しく、ある程度経験と知識をもった者で集中的にやっていくことが必要だと思います。ただ、記録原票が失われているケースもあり、完全な解決については容易でないと思います。	問題として認識はなかったのですが、平成13年から3年ほど厚生年金の期間照会業務を担当していました。その時、基礎年金番号への未統合手番が多いとは、感じていました。ただ、基礎年金番号が導入されて5年くらいしかたっていない状況でもあり、また、健保厚年の資格取得時や年金相談の際に統合を進めていたので、まだまだこれからのことと考えていました。 あと、気になったのは、記録調査を行っていて、オンラインシステムに記録がなかったものの、原票で記録が確認できたケース、いわゆるシステムへの未収録記録があることです。上司や先輩方に尋ねると、期間照会や年金の裁定請求時に職歴確認を行うから、大丈夫。との説明を受けました。 その後、平成16年から国民年金課にて業務を行うようになりましたが、国民年金の未納問題が大きく報道されるようになり、一般の方からの相談が劇的に増えたと記憶しています。その中で、「システム画面上は未納となっているのに、原票では、納付になっている。」あるいは、「システム、原票どちらも未納なのに、領収書が存在する。」といった事例がちらほらと見受けられるようになりました。 ただの、未納、未加入の説明だけで済んでいた相談が、だんだんと複雑化してくる中で、うち(社	お客様に対して、「うちの記録ありき」の対応でなく、時間はかかってもまずは、お話をすべて聞く。という姿勢を心がけました。この問題については、紙媒体の扱い方が根底にあると考えます。時代背景から紙媒体であったことは当然と考えますが、資格記録、納付記録ともに転記を要する時期とういのがあったと思いますが、各市町村で表記が統一されていなかったり、転記前後の確認不足があったりと、人為的な原因が主と思われます。また、オンラインシステム開始時にも収録後の確認が足りていなかったと思われます。当時の原票等が廃棄されていることも解決を困難にしている要因だと思います。
12177	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	全体での会議	重要な問題	自らの意識を再確認
12178	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	誠心誠意ひとつづつ解決していくことが大切だと思います。	基礎年金番号ができたとき、もっとみんなに周知してもらえるよう、対策をとる必要があったと思います。このような大きな問題として認識したのは、マスコミが大きくとりあげた時です。	
12179	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知りません。		平成16年4月より、社会保険事務所の国民年金課に在籍し、お客様と直接応対するようになった時に、認識するようになった。たとえば、お客様が国民年金保険料を納付した記憶のある期間が、記録上未納であったケースがあったが、領収書等の客観的な証拠がなければ、納付済みとして扱えないという認識でいた。未統合の年金記録については、数多くあるという認識はあったが、具体的に対応するところまでは至らなかった。	直接応対したお客様には誠意を持って対応しましたが、問題の解決には至らなかったケースがあります。また、年金記録問題は、大きな問題であると認識していましたので、個人的にその解決に向けての対応はできませんでした。 大きな問題だからこそ、すべての社会保険職員が情報を共有化する必要があったと思います。反省点は、一人で思うだけではなく、積極的に上司等に相談をして、組織の上部までこの問題を認識してもらい、社会保険庁全体で対応策を検討するまでの発信源になれなかったことです。
12180	地方庁	その他(社会保険事務局)	分かりません。	人を増やし、再度調査を行うことがよいと思います。	早期に解決しなければならない問題だが、解決までに多くの時間を要する問題と認識していました。 問題を初めて知ったのは、国民年金課に在籍した平成17年頃かと思います。	窓口、電話では丁寧に調べ、回答を行うよう心がけました。 反省点については、年金記録の管理と、お客様から質問等があった際の職員の対応などに問題があったと思われます。
12181	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	特効薬的な解決法はない。 相応の時間と人手を掛け、地道に記録の回復を目指すか、正確性を犠牲にしてでも本人の申し立てを認め、迅速に処理するか、二者択一になると思う。	その場凌ぎで無駄に複雑化した制度と、職員の怠慢が生み出した人災。 未統合記録の存在は知っていたが、既裁定者のものが斯様に多いと知ったのは国会で取り挙げられてから。	相談を受けたお客様一人一人について、可能な限り丁寧に対応していく以外に、現場の一職員として出来たことはない。他に何か出来る余裕などなかった。 反省点としては、大問題になるまで放置していたことと、事後対処にかかる作業量見積もり(特に再裁定)の甘さが挙げられる。リスクに対する備え、『こうすればどうなるか』という想像力・分析力が決定的に足りない。本庁と現場の間で、互いの業務内容に対する理解がなされていない。総じて、組織としての完成度の低さを露呈した。
12182	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	まずは、未統合記録の統合、記録の訂正に伴う再裁定の処理、時効特例給付の支払等、現在年金記録問題の対応としておこなっているものを正確に迅速に処理することが第一だと考えています。年金記録問題自体、必要な処理を放置してきたこと、一部正確な処理がおこなえてなかったことが発端であるため、今後、掘り起こすべきものも検討、準備がされているようであり、当然、現在の対応の中で対処しきれていないものについての対応も必要ですが、現在行っている処理についてまずは100%解決していくことが、全体としての年金記録問題への解決の近道だと考	(7)にも記載していますが、年金記録問題自体、必要な処理を放置してきたこと、一部正確な処理がおこなえてなかったことが発端であり、職員一人ひとりの仕事の重要性に対する認識が不足している部分があったことによるものだと考えています。問題の存在については、直接、給付に関わる部署にいなかったことから、記録問題として公になってはじめて知りました。	現在行っている処理についてまずは100%解決していくことが、年金記録問題の解決及び社会保険庁への信頼回復へつながると考えており、目の前の仕事をひとつひとつ100%ミスのないよう遂行するよう努めているところである。
12183	本庁	その他(本庁)				
12184	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			記録が洩れている受給者の方にとっては、生活のかかっている問題であるので、一日も早く問題解決に取り組まなければならない。平成19年に実際に取り組んだ。	マイクロ及び紙台帳との突合、払出簿等との突合が終わらない限り問題解決には至らないと思います。 マンパワーを使ってでも、早急に突合を終えるべきと考えます。 年金相談時に本人からの聴取を徹底し、本人の記憶と記録の突合を行い、
12185	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	ありません。	社保庁の記録管理の問題であるので今いる者全員で真摯に対応せねばならないとおもいました。過去の紙台帳をオンライン化したときの問題は、マスコミ報道等で初めて知りました。	基礎導入後に入庁した者としては、過去の記録管理のずさんさを批判されることに対して解に落ちない部分は正直ありましたが、その批判を受け止めて真摯に対応することを心がけていました。 反省点はまず、マスコミ対応の弱さ。「消えた年金」というフレーズが一人歩きし、手帳または被保険者証を持っておられる方で手番統合処理をすればいい方までも、すべてが不安になり国中パニックになったこと。紙台帳のオンライン化時の欠損記録の問題とごちゃごちゃになってとらえられてしまったこと。 諸外国でも同じような問題があったと聞きます。その際、皆様の加入歴を調べるのに皆様もご協力くださいというスタンスであったと聞きます。氏名情報や加入歴情報をオープンにすること、社保庁だけで解決できる問題ではないので広く国民・事業主・市町村の皆様の協力を仰ぐよう謝罪
12186	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	記録について今までの経過などを熟知して記録を探せる職員を担当とすることが一番の早期解決する方法と思います。またOB職員で記録について熟知している方にも協力してもらえればよいと考えます。	とても大変な事と認識しました。存在については、来訪者数の増加業務量の増加で認識しマスコミの報道で知ることの方が多かったと思います。	正確に早期にお客様の調査依頼に回答できるよう努力しました。私自身のスキルアップも図らなければと思いました。どのような点が反省点かはすべてが、点としてしかでなく線としてつながりがないため同じ調査をくりかえしたりとなかなか機能していないところが多く見受けられたと思い
12187	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません			
12188	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	社会保険庁のデータ管理が無計画であったこと。 事務所の処理体制の確立に無責任だったこと。 紙台帳を永久保存してこなかったこと。 記録を電算化する際に委託業者まかせにしていること。 第三者委員会のような年金記録の復元に対応する部署を社会保険庁に設置してこなかったこと。	事務処理体制の確立をもっと強く訴えなかったこと。
12189	地方庁	社会保険事務所課長級以上	未統合手番の存在は、社保庁側だけの問題ではなく、会社側または被保険者側(偽名での加入、虚偽の生年月日の使用等)もあり、その点をもっと表にしたら、「そういえばあのころは○○と名乗って働いていた。」などのお申し出があり、統合もう少し進むのかもしれません。	国民年金の強制徴収も大事ですが、第一優先課題として、全職員対応をする必要があると思います。特に神奈川は人員が少ないと思われますので、更なる補強が必要でした。それも非常勤職員ではなく、経験ある正規職員がもっと必要でした。	最優先課題として対応していました。 未統合の手番があることは、基礎年金番号導入時からみなが認識していたことであったと思います。	基礎年金番号導入時に、過去の手番の有無について、広く国民に問い、統合を進めていれば、これほどの問題にはならなかったと思います。 国年の未納問題や、厚年の記録欠落問題は、各課でのチェック体制がまったく機能していなかった、またはチェックしていなかったためと思われます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12190	本庁	その他(本庁)	特にない。 出そろったものと認識している。	計画を立て、予定通り淡々と進めること。 実施時期が間に合わなくなるからと、不用意に手順を簡略化したり、省略しないこと。	平成17年の入庁当時、旧台帳の記録整備を担当していたので、潜在的にはあるものと認識していた。 ただし、当時は、全体で浮いた手番がどれだけあるなどの情報はなく、そうした問題の解決のために目の前の業務があるものという認識だった。 平成18年から平成19年、世間で騒がれ始めた時期に状況がより深刻であることを認識した。	潜在的な問題の検証と、掘り起こし、問題の全体像の把握すること(数値での把握すること)。 こうした現状調査に基づいて計画を立てること。 計画に基づいて処理手順を定めること。 処理手順を確実に実施すること。 標準の手順で完結できない案件を管理し、対処にあたる部署を用意すること。
12191	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		過去の記録に関しては、名寄せの上、持ち主の可能性がある者への照会。今後は、定期的な記録の通知若しくは容易に記録確認ができる体制の整備が必要。誤入力の防止については、同一記録を複数人で入力したり、データの授受を電子化して手入力の機会を減らしたりするなどシステム上の対応が必要。	平成19年春ころ。それまでは不備記録が大量にあるものとの認識はなかった。	本人の積極的な照会がなければ裁定時点まで記録が知らされないことが遠因。 誤入力の防止については、職員の注意にゆだねられており、システム的に防ぐ方法が不十分であった。
12192	地方庁	社会保険事務所長	報道等世間一般で知られていること意外は知りません。	経験豊富なスタッフを多数導入して問題解決に当たらせる。	昭和17年から継続されている年金記録について管理・保存の技術の進歩に対応できていなかった。平成19年6月以降報道されてから。	所長として、事務所全職員体制で年金記録問題の解決に向け、お客様への相談対応、記録の確認作業に当たらせた。 年金事業は20歳から納め始め、65歳以降亡くなるまで続く事業です。その間のお客様の大切な記録をいかに管理・保存するか、今後も世の中の情報技術にあわせ管理・保存が必要ではないかと思料する。
12193	地方庁	その他(社会保険事務局)	知らない。	お客様一人一人に対する懇切丁寧な対応	平成19年頃、年金記録問題が始まった頃から認識した。	お客様に対する記録回復への懇切丁寧な対応。 記録管理に対する認識の薄さが問題点と思う。オンライン移行時の記録脱漏及びその後の入力についていえることだが、処理者以外にも決済にも問題があると思う。補正後の確認者が少なすぎると思う。記録問題の早期解決は重要であるが、慎重かつ正確に行われなければまた問題になりかねない。記録回復については第三者委員会への確認申立書も問題になりかねない。事務諸段階での戦権訂正を今よりも幅を持たせると報道されているが、国民に対する平等感が損なわれないような立法になることを切に願います。
12194	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	事務所記録と本人申出に相違があるのだから第三者委員会での審査しかない。	マスコミ報道がされだしてから意識は下が、一人でいくつのも番号を持っている人などには窓口対応の際重複取り消しするように言ってきたが被保険者自身がほったらかしにしているなどの問題もあったと思う。また、安易な収納率アップのため。	信頼回復のためコンプライアンスの遵守を心がける。
12195	地方庁	その他(社会保険事務所)				
12196	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	集中的・スムーズに処理ができる体制が必要だと思います。 派遣さん等について統一マニュアルなどを作成し、それに沿って取り組んでいければいいのではないかと思います。	年金記録問題については、入社以前のニュース等で知りました。 年金記録問題については基礎年金制度の確立に伴いに生じた問題で、早急に解決が迫られている事と認識しています。	年金記録については、記録が判明したときにはすみやかに統合・再裁定の手続きを心がけて取り組んでいました。 基礎年金制度が発足した当時に、記録統合の際の処置がまずかったのではないかと思います。 当時から記録管理チームなどを立ち上げて対処していれば、とくべつ便などの混乱も多少和らいだのではないかと思います。
12197	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じません。	ひとつひとつの年金記録問題に懇切丁寧に対応していくしかないと考慮する。	早急な記録問題の解決が必要であると認識しました。マスコミ報道により知ることとなりました。	日々の業務を迅速・正確に処理していくことで年金記録問題へ対応してきました。今後、このような問題がおきないようにするためには、なによりも法令遵守が最も大事であると考えます。
12198	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	今後につきましても、年金記録にかかる調査依頼は当分の間は絶えないと思われますので、現在保有している調査依頼の未回答分を減少させるため、調査専門の大幅な人員増(非常勤職員でも可)が必要と考えます。 また、紙台帳とオンラインのデータの全件照合が急務であると思います。	年金記録問題につきましては、公的年金として本来あってはならない重大な問題であり、一日でも早い解決が必要であると考えております。 年金記録問題につきましては、新規採用となった適用課の在籍時に期間調査業務に携わっていましたので、年金記録に不備があることは以前から認識しておりましたが、問題意識を強く持ち始めたのは、平成17年4月に国民年金課に配属となった頃から、納付記録の調査依頼が急増し、実感したのはその頃からです。	年金記録にかかる調査依頼につきましては、本来を最低限にとどめ、回答を少しでも早くできるよう処理に努めております。 反省点としましては、調査依頼が膨大ににあるにもかかわらず、庁舎が手狭であり書類の進捗管理や一斉作業を行うスペースがないことや、調査専門の人員が配置されていないことが、早急に回答が出来ない原因であると思います。
12199	地方庁	社会保険事務所長	知りません。	1件1件本人に確認をしていくしかないと思う。	女性などで名前が変わられて、旧姓で未統合の記録があることは、認識していたが、裁定請求時に旧姓記録を確認し、統合できると思っていた。	台帳の管理が甘かったことと、コンピュータ化をした時のやり方。
12200	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	1件1件丁寧に調査し回答する。	基礎年金に統合されていない記録。基礎年金番号が出来たころ。	基礎年金番号の準備の段階でもっと時間をかければよかったのでは。
12201	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	現存被保険者ファイルに重取済の年番が収録されたままとなっているため、喪失被保険者ファイル(資格記録)との相関がとれていない	当時の履歴という観点でみれば間違ってはいないので、必ずしも資格記録と相関のとれた状態にする必要はないと思う(業務に支障がないため)	年番導入時の回答率(他手番をもっていないかの照会に対し)が非常に悪かったために、結果として年番に統合されずに宙に浮く5000万件の記録問題を作り上げてしまったものと認識している	裁定時に直せばよいという所謂「裁定主義」が組織内に蔓延していたことが問題であったように思える。ただし年番導入時に照会の通知を送付しているにもかかわらず、無反応であった国民側にも問題があったことは否めないと思う
12202	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし。 まだあるなら教えて欲しい。	人手が必要ならば十分な人手をかけるべき	少数の記録に欠落、不備がある程度と認識していた	きわめて少数であると認識していたので裁定請求時に確認が可能であると考えていた。また、1件の調査にこれほど手間取るとの認識はなかった。 基礎年金番号導入時に登録の呼びかけ不足、過去の記録不備についてはそのときの状況等を知らないのでわかりません。
12203	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		記録問題には ①1人の記録が1つの番号で管理されていない ②そもそも管理されている記録に誤りがある という二つの問題があると思っているが、 ①の問題は、受給権の発生の有無に関連することから優先して 解決を図るべきだと思う。 そのためには ①自分の記録に接する機会を増やす ②関心を持ってもらう(自分から自分の記録に接してもらう) ③新たに2つ以上の番号を持つ人を発生させない ことが必要だと思う。	すぐ解決しなくてはならないものではなく、さまざまな取り組み、例えば過去記録の整理事業、裁定時の確認、年金相談を行う中で徐々に解消されていくであろうと思っていた。また、すぐにやろうとしても人員の関係上出来ないものだとも思っていた。 記録に関する「問題」があることは相当前から知っていたが、それが問題として認識されたのは新聞報道が始まったころから。	手帳番号を発見したときなどには統合を行う、相談の際に他の手帳番号をお持ちである可能性があるときには、聞き出して登録を行うなどを行っていた。
12204	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				生年月日順に時間はかかるが解決してゆく。 全体を一度に解決しようとしたこと。
12205	本庁	その他(本庁)		制度の変遷等様々な知識が求められるので、一時的に人員を集めるのではなく、長期的に人員を集中し業務に習熟させる。	当初は新規裁定時に本人が記録について確認している事、基礎年金番号導入時に手番統合している事や基礎年金番号導入から10年近くたっている事から、ほとんどのものは統合されていると考えていました。窓口に出てみると、被保険者はまだしも、これほど多くの受給者の未統合手番があるとは考えませんでした。	新規裁定時に未統合手番を整理するのではなく、基礎年金番号導入時から特別便のように手番統合に力を入れて基礎年金番号を整備していれば、これほど大きな問題にならなかったと考えます。
12206	地方庁	その他(社会保険事務所)				
12207	地方庁	社会保険事務所長	特に無。	一般業務と切り離し、専門部署を設け人(熟知職員・アルバイト)・物(WM)を集中的に投入し、統一的に実施すべきと考える。	厚年、共済年金制度による情報の伝達形態、国年の自主届出等による法律的な問題と認識していた。 基礎年金番号付番時の回答者数の少なさを知ったとき。	現場の一般職員であり対応を考えることが思いつかなかった。 年金制度の周知広報がおざなりとなっていた。各法律改正、特に、60年法律改正等における年金制度の広報が余りにも少なすぎた。 基礎年金番号付番時の徹底した広報・回収も不足していた。
12208	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	一時にすべての問題を解決しようとして、誤って別人番号を統合してしまうような事故も起きていることを考えると、一つ一つ着実に解決していく方が良いのではないかと、考えます。	配属されたころから、資格照会係というのがあり、そろそろ年金需給の年齢に近づいてきたお客様や、過去に勤めていた職歴を探したいという、お客様が訪れ、自分の記録を探しにいらっしゃっていました。見つかったお客様や、確認ができたお客様はとても喜ばれて帰っていかれました。基礎年金番号もない時代でしたので、そういう作業を当たり前のように考えていました。基礎年金番号が導入され、年金記録が統合されていくのを目の当たりにし、こうした作業もだんだんなくなるのだなと、思いました。このような深刻な年金問題が存在するのを認識したのは、マスコミ等取り上げられるようになってからです。	特別便の回答等を持って来所されるお客様に年金制度について説明したり、不明の記録の調査をしたりして、丁寧に対応してきました。また文書による照会についても慎重に調査をし、回答を作成してきました。 過去記録の整備を、日常業務を優先してしまい、後回しにしてきたことが今回のこの問題の発生につながったと考えます。また年金制度についてももっと国民の皆様に広く情報公開してこなかたこと、また周知してこなかったことも原因のひとつと考えます。またこのように長年積み重ねられた問題を一気に解決しようとしたことも混乱を招く原因となったのではないかと、思います。
12209	地方庁	その他(社会保険事務所)		地道ではあるが、一つずつ、過去の年金加入記録に対しての照会、調査(年金定期便、納付記録照会、特殊記録台帳調査)について確実に対応していくこと、また、年金相談や国民年金の適用、収納、免除等の通常業務を、いかにお客様に分かりやすく丁寧に説明していくことが国民の皆様方からの信頼を回復する唯一の手段だと考えます。	最初は年金記録業務外関係の問題が最初であったが、年金加入記録問題については5000万件の宙に浮いた記録の報道が出るまでは認識していなかった。	お客様の40年という長きに渡る年金加入記録を管理しているという、非常に重要な仕事を任されているという認識が薄かった。この問題を解決するためには、地道ではあるが一つずつ、年金加入記録照会、年金定期便調査、特殊台帳調査を確実に行い、また通常業務についても適正に行なっていくことにより、年金事業の信頼回復に努めていくべきと考えます。
12210	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			年金記録問題は社会保険庁が組織的に法令遵守意識の欠如や職務に対する責任感の希薄があったために起きた問題であり、国民の皆様に大変ご心配ご迷惑をおかけして、申し訳ないと思いました。 このような問題が存在することを知ったのは平成16年頃だと思います。	法令を遵守し責任を持ってしっかりと職務を遂行することにより、お客さまの信頼を回復しようと思いました。 職員一人一人がお客様本位のサービスをしていなかったこと、法令遵守意識の欠如、職務に対する責任の希薄が反省点として挙げられると思います。
12211	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	これまでマスコミ等で報道されたこと以外の問題は知りません。	これまで世間一般に知られていない問題は知りませんが、一般的な記録問題の解決策についての回答ということでご了解下さい。 記録問題については、紙台帳と電子データの突き合わせも重要ですが、救済にも重みをおくべきと考えます。	平成20年12月に民間から任期付任用職員として採用されましたが、採用前に、一般市民として、マスコミ等の報道で年金記録問題を知るに至りました。 在籍以降に新たな問題点を知ったことはありません。	現在の職務は、日本年金機構の設立のための職員採用であり、この問題に関わっておりません。 反省点についても、一般的な知識しかありませんが、第三者委員会の審査や再裁定の時間を短縮し、お年をめした方の救済スピードをもっと上げるべきであったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12212	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	期間照会業務を効率よく進めるためには、各県の過去の事業所記録(社名変更、合併や所在地変更など)の知識や各県の市町村合併等の経緯が必要であると考えられますので、それに対応できる職員を充てるべきではないでしょうか。	未統合の記録が存在する事は分かっていましたが、このような多くの件数がある事はマスコミの報道で初めて知りました。	1件1件これ以上間違いが無いように、丁寧に慎重に処理したつもりです。 基礎年金番号を導入する前に、厚生年金、国民年金等各記録の確認・整備を行ってから、統合すべきだったのではないかと思います。
12213	地方庁	その他(社会保険事務所)	旧国鉄共済の組合員期間の負担した保険料納付額について問い合わせがありました。 年金給付額については標準報酬額で計算されると返答しましたが、納得いかない様子でした。 (保険料負担額で給付額はきまらない。) 日ごろの業務ではできるだけお客様に納得していただけるような説明に心がけています。	ねんきん定期便等で経緯の説明文が欲しい。	テレビ等で安部政権のころ報道を通して知りました。平成19年ごろと思います。問題としては給付額に期間が反映されない、修復作業に相当時間がかかると思いました。社会を揺るがす根幹的問題となると思いました。	すべての人が年金制度を勉強する必要があると痛感した。制度理解を広く啓蒙する必要があると思います。 年金制度維持には相互扶助の精神が必要と思います。
12214	本庁	その他(本庁)	とくにありません。		記録の管理、整備が不十分で判読出来ない記録や間違って収録された記録があること。紙台帳から電算への切り替えにミスがあり、台帳やマイクロフィルムと電算記録が相違していること。氏名等を入力していなかったこと。 採用されて、記録の整備が不十分であり基礎年金番号に収録されていないこともあると教えてもらいました。ただ、庁のシステムがそういう仕様になっているので気をつけて氏名検索をしてマイクロフィルムなどで探せば見つかる、見つからなければ記録はない(勤務していない)という内容で特に疑問に思うことはありませんでした。 紙台帳から電算への切り替えの問題点、氏名が収録されていない事や、間違って収録された記録があることなど年金記録の問題が報道されて知りました。	お客様に対して可能なかぎり記録を確認して納得していただくように努めました。 台帳からの切り替え、基礎年金番号化の時にもっと時間をかけてしっかり補正、管理するべきだったと思います。委託業務が誤って番号を入力したことも、記録を番号だけでなく、氏名まで含めて遡って職員が責任を負って作業するべきだったと思います。また、台帳保管の頃からの問題点について引き継ぎ、伝達もなくそのままになっていてシステム上の不備を改善しなかったことも問題だったと思います。氏名が入力されていない記録があることや、事業所番号等の間違いなどもその当時のことを知っていた方が指摘していればまだ早く改善せきたと思います。
12215	本庁	地方社会保険事務局課長級以上	存知ません	最後の1人まで、確認をおこなう。 最後の1件までは、現実には困難であると考えられるため。	基礎年金番号に結びついていない、手帳記号番号が存在することは知っていた。平成14年に年金番号課調査第2係長となり、いわゆる58歳のお知らせの担当をしていたとき。	58歳のお知らせの初年度の対象者として予定していた昭和20年度に生まれの人数と同程度かそれ以上の数に上る、基礎年金番号に結びついていない手帳記号番号データが存在することを自分の前任が調査していたことを、室長以下に話をした記憶がある。 その後の対応については、はっきり記憶がない。 58歳のお知らせの事業実施に向け身を削っているなかで、新企画として基礎年金番号に結びついていない手帳記号番号データの解明の検討に向けての作業を行うことは、裁定請求時の申し出主義を58歳のお知らせで前倒しすること(記録に漏れ、訂正があることを進んで庁側から被保険者へ周知すること)への、庁・センター内での風当たり、無理解と当時の労働組合の状況を勘案すると前向きに検討・提案しなかったことは、やむを得なかったと考える。 従って、反省すべき点は社会保険庁、業務センターの風土そのものが反省すべき点であると考
12216	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません	少しでも記録があることがわかれば聞き取りなどしてこつこつと対応する。わかった時点ですぐに統合する。	多くの所で働いていて、自分が厚生年金に加入していたかわかっていない人がいた。5年ぐらい前。	何らかの形で番号がわかれば、確認するように伝えた。
12217	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録問題については上司等周りの職員から教えていただきましたが、私自身は4月採用のため、詳しいことはわかりません。	年金記録問題については経過など上司や職員から教えていただきましたが、私自身は4月採用のため、詳しいことはわかりません。	年金記録問題については経過など上司や職員から教えていただきましたが、私自身は4月採用のため、詳しいことはわかりません。
12218	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	個別に知っていることはない。	信頼回復のため、現在積み残しの記録整備等を整理していくと同時に、お客さまからのアクションが有ったものには、丁寧に調べ回答していく等の、地道な積み重ねでしかないと思う。	記録の整理については、本人確認が出来なければ、統合等出来ないので、最終的には年金の請求に見えた時、期間のあいた所を確認し、記録整備をしていくしかないと思い、年金相談時の記録の調査事務を行っていた。	(8)と同様な言い方になると思いますが、記録の整理については、本人確認が出来なければ、統合等出来ないので、最終的には年金の請求に見えた時、期間のあいた所を確認し、記録整備をしていくしかないと思い、年金相談時の記録の調査事務を行っていた。 基礎年金番号の導入時(平成9年)が記録整備としては一つの良いきっかけであったと思う。 基礎年金番号通知時に重複番号等の照会を併せて行っていたが、その時に返事のない方等にもっと徹底して行っておれば、少しでも統合が進んでいたのではないかと思う。、
12219	地方庁	その他(社会保険事務所)			・社会保険庁全体の体質、姿勢によるもの 記録整備が不完全であること、届出主義と周知不足による不都合が生じていることについては採用2，3年頃から知っていた。	個人として対応できる範囲で対応した。 ＜反省点＞ ・国民の皆様の立場になって対応してこなかった。 ・オンライン化した時に整備を不完全なまま放置してきたこと
12220	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にございません	いまだに年金制度の基本的な事項をご存じない方が多数おられます。 年金制度の仕組み等をまず認知いただくことが内容と思われます。 結局、国民の多くが『いくらもらえるか？』『損なのか得なのか？』と言った質問に集中し、年金制度をどこまで理解しているのか、理解してもらえるのかといった根本から整理する必要があると思いますが…。	基礎年金番号が交付されたときに名寄せのハガキを添付したが、回答率があまりにも低く、何年かかって番号の一本化をするのか疑問に思いました。	当時は一職員としては如何ともしがたい状況であったと思います。 この問題に限らず、あまりにも多くの情報が錯綜しているため、より正確に情報を提供し、かつ、正確に理解してもらえるか。情報伝達のツールを含め足元から固める必要があると思います。 また、現場の職員がこれから行おうとする業務を理解する前に業務がスタートしてしまうことが多くなっていると思います。 お客様サービスの観点からも、時間的に余裕というよりは多少のゆとりが必要だと感じます。
12221	地方庁	その他(社会保険事務局)				
12222	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	知識と経験が豊富な人が入念かつ慎重に調査していく必要があると思います。	採用された段階で既に未統合の記録があり、基礎年金番号の導入によって徐々に減っていくという認識だったと思います。	お客様と接する際、未統合の記録がないかどうか入念に確認して未統合の記録を少しでも多く解消していくことを心掛けております。また、年金制度が始まってから問題が認識されるまで時間がかかっていることが反省点としてあげられると思います。
12223	地方庁	その他(社会保険事務所)	昨年の12月から任期付職員として再裁定業務を行って行っておりますが、事務運絡等の受給者への周知の徹底がされていないように思います。21年8月7日に出された事務運絡(3号期間と重複する厚年期間が見つかった時の処理)も知っている受給者は決して多くはいないと思われま	広報に力を入れて、1人でも多くの受給者の方が、年金に対する情報を持っている状態にすることが、望ましいと思われます。	入ったときから、非常に重大な問題であると認識しておりました。	自分なりに再裁定業務の知識をつけて、少しでも多く処理を行えるよう努力してきました。また、今後も、一問処理件数を増やせるようにしていきたいと思っております。
12224	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	過去に年金記録の管理等にたずさわっていた人などの協力を得て、少しでも早く解決できる体制を整える。	老後の生活に必要な年金に直接かかわるため、大きな問題だと認識しています。問題が存在することを知ったのは、世間で大きく取り上げられてからです。	受給者、国民の皆様の年金への不信感をなくすため、誠心誠意応対をしました。反省点としては、常に念頭には置いていますが、一つ一つの事務処理を迅速かつ正確に進めなければならな
12225	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ございません。	ございません。	ございません。	特にございません。
12226	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	(6)がなしなので、(7)もありません。	過去にしてしまったことなので、記録簿自体が存在しない等、がんばってもどうしようもないことも多く、つらかったです。 知ったのは、ニュース等で取り上げられるようになってからだったと思います。	できる限り細かく調べましたし、区役所等への照会も必ずしていました。 機械化するときに適当に入っているものの多さに驚きました。にもかかわらず紙の記録を廃棄してしまっているのもよくなかったと思います。しかしながら全部とっておく場所などないこともわかっているので、せめて機械化の内容チェックを確実にしてからだったら・・・と思いました。
12227	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		退職した元職員で記録期間調査にたけている方がいらっしゃいますので、そういった方に協力してもらう。現職員だけでは到底追いつかないし日常業務ですら厳しい状況です。もちろんわたしたち職員も年金記録調査について相互協力し、作業し詳しくなる必要があります。	社会保険事務所の国民年金課員になった時に、台帳を調べると、市町村にも見つからず、社会保険事務所にも見つからず、そんな状況に驚きました。そういうものとして私も含め職員が長年仕事をしてきて問題と認識していなかったと思います。	確認取れないものは、機械のデーターのとおりとして職員みんなが仕事をしてきて、納付した領収書をお客様が持ってきた時のみ訂正をしていました。問題として認識しなかったと反省しています。
12228	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		人員を増やすし、徹底的に取り組む。	組織を挙げて対応しなければいけない問題。 平成18年頃	(対応)特になし (反省点)大切な年金記録をお預かりしているという意識の欠如
12229	地方庁	その他(社会保険事務所)	1. 基本事項として、国民年金・厚生年金・共済年金の特徴や違いを理解していない方が多い。 2. 上記に関連し、年金の受給資格の基本知識が定着していないといえる。 その結果、数ヶ月の期間が不足し受給資格期間が満たせない為、年金を受給できないケースがある。保険料を納めたくとも年齢的に無理であり、どうすることもできない。こんな事があってもいいのでしょうか？もっと早く周知されていれば防げたのではないかと思います。	現年金制度では、根本的に年金知識のPR不足であるといえる。現段階では、年金特別便や定期便で定期的に周知し、一般的にも関心が高まったといえる。が、さらにTVやマスコミを利用し受給資格のPRが必要といえる。 受給年齢になっても資格期間を満たさない加入者については、超法規的措置が必要である。保険料の追納を承認し資格期間を満たす措置等である。	入庁する前にマスコミ等で社会保険事務所や職員の不祥事を知りました。納付したはずの保険料が納付されなかったり、記録の書換があったりとか、加入者にとって不利益な事です。 入庁してからは、利用者の方々の社会保険事務所に対する強い不信感を感じました。	ひとつは、利用者の方々には正確・神速・丁寧な対応を心がけました。 もうひとつは、自己の仕事に最善をつくすことが良い結果につながると思いました。
12230	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	国民年金について、現在整備中である年金番号の払出簿(払出年月日)・還付関係書類・各種リスト、過去の領収済通知等、それぞれの事務所で検索できるシステムに早く整備する必要があると思う。	国民年金課に所属していたが、60歳喪失通知を送ったとき、未納月数が表示されるので、本人より照会や電話が多くその都度、調査(払出年月日、特例リスト)をしてきており通常業務として行っていた。	国民年金収納対策で催告状や過年度納付書を送付していたが、未納者にたいしては、過去2年の記録しか表示されないのと、納付優良者にたいしては何の通知もいかなかったこともあり、定期的に過去の記録を送ることが必要だったと思う。
12231	地方庁	その他(社会保険事務所)		期間照会、調査等の業務において特定の職員に仕事量が偏っており、進捗が悪くなっていると思います。 よって、再度、職員の事務分掌を見直し計画を立て直すべきだと考えます。 また、OJTを計画的に行い、個々の職員のレベルを上げる必要があると考えます。	宙に浮いた年金と言われる問題については、疑重複の照会等の取り組みが不十分であったため生じた問題であると認識しています。 存在を知ったのはマスコミの報道です。(平成19年7月頃)	申請主義ではなく、記録の管理者として、積極的に照会を投げかけていくべきだと考えます。 反省点としては、この問題を専任で行う部署が、つい最近まで無かったことだと思います。
12232	地方庁	その他(社会保険事務所)				
12233	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし			

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12234	地方庁	その他(社会保険事務局)	(国民年金台帳との突合)紙台帳にすべてが現存している訳でもなく補正の事由がすべて記載されている訳ではなく経過不明なものも多い。不鮮明なものもある。その状態で可否を判断すること自体に無理がある。現役で紙台帳を扱っていた職員などほとんどいないし、その当時の慣習や法令や通知を熟知している者など現役職員ではほとんどいない中で、単純に台帳とあわせることが妥当でないと推測されるケースや不利益が生じるケースも多くあり審査する職員の経験値や知識により基準がばらばらになってしまっている。 たとえば夫婦について一方には台帳が現存し一方の台帳は存在していないこともある。同じ箇所が未納で同じように納付していると推測できるが断定はできない。一方のみ納付追加するのか・・・ 免除記録については配偶者の厚生年金記録などを確認しないとはっきり判断できないが婚姻期間も配偶者もわからないケースが多々あるが追加してしまってよいのか・・・(実は任意加入対象期間なのに免除が入っており取消したと思われるとか。ただ断定できない。)	いろいろな作業を同時にやりすぎて収集がつかなくなっている。どうせ時間がかかるなら1つ1つずつ終わらすべき。まずは本人からの期間調査終了後に台帳との突合はおこなうべき。 もっと過去の台帳・法令・慣習について詳しい方を探すべき。 派遣会社使用や人員不足により場当たり的な職員派遣で対応していたが毎日毎日基準が変わったり、作業の引継ぎができなかったり知識がないので判断できない項目も多く再チェックを要することが多すぎあまり意味がない。最低限、専任で取り組めるような職員配置がやはり必要。	19年。5000万件が騒がれたとき。 基礎年金への統合処理等はいずれおこなわなければならないことであるのでこの機会におこなうべきだと感じたが台帳の全件照合は現実的ではないと感じた。	とにかく場当たり的に作業が矢継ぎ早におこなわれたことが反省点。そのことが原因であらたな記録問題や無駄な作業をが多く発生していると思われる。記録問題発生当時は政治的な圧力が強かったのでやむおえないが、今から新たな作業をおこなうのであるのであればいったん立ち止まってよく検証すべき。時間がかかりすぎだと批判を受けるとしても解決を目指すなら現在の作業をある程度完成させてから取り組むか優先順位を定めなにかをあきらめるべき。
12235	地方庁	その他(社会保険事務所)	(国民年金第3号被保険者制度の矛盾について 届出方法、認定の基準に問題あり 1.制度の認識不足、被保険者意識の希薄 2.医療保険者によって、異なる扶養認定基準 3.事業所担当者の力量(制度への理解度)によって、差異が生じる 4.1号被保険者との格差 5.特例(届出忘れて遡及)の方がリアルタイムで正しく届け出た人より有利	1.今だに「自分は厚生年金に加入、配偶者が保険料を払っている」と思っている人が多い。制度発足時の誤解を生む広報の仕方によるもの。根気よく正しい広報を。そもそも国年だから、1号と同じく本人が自ら届け出るべき。課税台帳を持っている市区町村が行った方がスムーズにできると思うが、なぜこの業務を社保に引き上げてしまったのか？元に戻した方がよい。 2.健保は短期給付で、目的が違うので切り離すべき。利便性、届出もれをなくすとの理由で健保の届出に抱き合わせにし、配偶者の勤務する事業所から届け出させることになったが本末転倒も甚だしい。自分で届出をしないので、被保険者意識がますます希薄になり、事業所担当者にも多大な負担を強いている。また、医療保険者ごとに認定の基準は一定ではなくそれが差別となっている。本人が自ら届出すべき。 3.制度をよく理解している人は正しく届出、例えば離職し失業保険の待機期間中は3号、受給中(傷手、出手も)は1号、受給終了後3号だが、よく制度を知らない、あるいは面倒の理由で届出せずに3号のままという場合もある。ここでも差別が生じている。このケースは本人が申し出なければわからないので難しい。広報、指導を行って、制度の理解をもとめなければならない。 4.同じ配偶者でも1号が40年保険料を払った場合と、3号で1円も払わなくても 年金額が同じというのはおかしい。また1号の免除申請は厳しく年金額も満額ではないが、3号の届出(免除の申請と同じ)は安易にすぎる。本人が届出すべきだし、また、1号と同額でないにしても保険料を拠出させるべき。 5.届出を忘れて特例を利用した場合、所得証明は最長5年前までしかないので以前分は申し立てで認められる。またパート等で社保への加入はなしだが130万を超えない働き方をする人は特例で届ければ、年収ベースなので認められるが、リアルタイムで届け出た人は日額3611円以上は認められない。正しく届け出た人の方が不利益になっている。 保険料免除で、年金が受けられる制度が、こんな安易でいいのか。年金財源が潤沢ではなく将来の不安が叫ばれている中、この「国民年金第3号被保険者制度」はまさに、悪法である。即刻見直しすべきと考える。 制度発足当初(昭和61年)から、見直しを訴えて来たが今だに見直されないままになっている。	基礎年金番号導入以降は、ある程度安心(事業所が正しい届出を提出するという前提で)だが、以前分については、漠然とした不安はあった。この問題の一番の理由は、厚生年金手帳(昔は被保険者証)を再就職ごとに提示する、 ということが徹底されていなかった、ことに尽きると思う。当時は社会保険制度、及び社会保険事務所に対する世間一般の関心度は、全くなかったといっても過言ではない。よく保健所と間違えられていたことからもあきらかである。必然的に届出も、全部とは言わないが、いい加減なものも多かった。生年月日、氏名が違っていても、それを正しいものとして受けざるを得なかった。届け出られたものを、いちいち、間違ってませんか等失礼なことは聞けなかった。(誤りかどうかの判断はこちらではできない)また、年金手帳も、取得時に添付されなければ、新番払い出しした。今にして思えば、では、届出時に戸籍謄本を添付させればよかったのか？否、そんなことをしていたら業務が停滞し、また、事業所からも苦情の嵐であっただろう。「事業所からの届出」これがネックである。これからのことでもそうだが、「事業所が、業務を正しく理解して、正しい届出をする」前提で我々の業務が組まれているが、この出発点がそもそも誤り。新規加入、会社の担当が替わる等、その都度指導が必要だが、その指導の場が失われてしまっている。新適調習会廃止、算定時、事業所呼び出し貴金台帳の調査廃止等等。当所に問い合わせされる内容を聞いていても、昔と比べると、あまりに基本的な事で、そのレベルの低さに、唖然とする事が多々ある。規制緩和の影響もあって、誰でも会社を創ることができるようになったのも一因。まだ昔の方が、調査、指導がきちんとおこなわれていたし、事業所担当者のレベルも高かった。このような状況だからこそ、事業所に対し指導、広報を徹底して行わないと 第二の年金問題に発展しかねない。	現時点の状況と過去を同じテーブルの上で比較できない。現時点で過去を振り返って「社撰」の一言で片付けるのはあまりにも短絡的過ぎる。基礎番も導入されていないなかで、記録管理がいかにむづかしいか、現場にいた人は皆知っている。自分自身について言えば、当時の業務体制の中で自分のできること を精一杯行ったという自負がある。任務を全うしたと思っている。反省点は、強いてあげれば、一職員として現場の意見を上に上げたが(どのようなルートで、上がったのか、あるいは途中のどこかで消えてしまったのか、一介の末端の職員としては、うかがい知ることもできない)ことごとく、反映されることがなかったので、 いくら言ってもムダという気になってしまったこと。声を上げ続けていても、当時の体制では現場の意見が聞き入れられて改善される見込みはなかった。このように、業務を自分で決めることもできず、何の権限も与えられていないのに、問題が起こるとあたかも一般職員がまるで犯罪者のごとく悪いことをしたと言われ、矢面に立たされ、連日窓口で面罵を浴びる。このような理不尽に、耐え続け精神状態は、限界寸前だ。責任を取るべきは、民間でいうところの経営責任者(社長、役員等)がここでは、どこの部署のどの業務を持った人間か知らないが、経営失敗の責任を取ったのだろうか？何の権限も持たない末端の職員に、責任を押し付けて、全く情けない！この問題の始まりは、そもそも、グリーンピアなどの年金の無駄遣い、運用の失敗から端を発したはず、その損失額の方が夏大であるのに、それに関わった人間は、責任を取ったのですか？問題をすりかえて、年金記録の不備が原因で、あたかも、職員一人一人が悪いと、世間の目をこちらに向けさせて、何の咎も受けないでいるのは許せない。マスコミも踊らされて連日報道し続けて、程度が低くてがっかり。事の本質を見極められる人間がいないのか。本当に責任を取るべき人が取らないままで、名称だけ変えてもよくなるとは思えない。
12236	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	適材適所に必要数の人員配置及び予算の確保 とにかく人が集まれば解決するわけではなく、さりとて人材なしでは解決もしない。 人材があっても、環境・予算が伴わなければ力は発揮できない。	端的に言えば、解決し得ない問題と認識している。 記録を管理すべきは、国であり、会社であり、個人であり・・・と、どこか一端に責任が偏っているわけでもなく、お互いの理解・自覚のなさが引き起こすべくして起こった問題であると考えている。 そして、解決に至らない要因の一つとしては、かつてその時点では最善と判断され実行された切り捨てられたものの復元は大変困難であるということ。 また、解決にむけ動いている体制の中でも、まだ悪しき公務員思考が根強いこと。が挙げられるかと思う。 今回のように問題意識をもって考え始めたのは、報道があってから	考えうる範囲で最善の方法を常に提案し、できる限り実行に移してきたつもり。 反省点とするならば、上司を説得し切れないことが多々あったことと、部下の健康を守れなかったこと。
12237	地方庁	その他(社会保険事務所)	一般的な記録追加については、6ヶ月程度で支払となっていますが、ご本人の記録追加であっても、その方が、遺族年金や、障害年金を受給されていると、記録追加に選択が絡むため、現在でも1年以上かかっております。また、時効特例分について、システムで自動に動くものは、翌月支払と、スムーズですが、自動にならないものは、半年以上の時間を要しています。 また、過去の記録を追加することにより、高齢任意加入取消、4種期間の訂正等、保険料還付の上、減額、自身が、未満了から満了になり、振替加算の取消による減額等、年金額の減額になるケースも多くあます。 また、記録追加により、受給権が遡り、受給当時の配偶者との生計維持確認をとる為、当時の改製原戸籍や、収入証明等取り寄せ依頼をかけなければならず、高齢者に負担のかかるケースがあります。 特に既婚女性の方の厚生年金期間追加により、追加時点で、国民年金任意加入されていると、加入取消となり、基礎年金が減額になるケースも多く、その当時の法律をそのまま現在に当ては	年金制度が複雑すぎて、過去の記録が見つかったイコール年金額増額ではありません。ひとつ、ひとつがデリケートであり、慎重をきたすものです。安易な聴衆を煽る報道がある為、クレームのの電話対応だけでも職員は時間をとられてしまっています。コールセンターの充実とともに、年金記録追加は、個々人により異なり、記録判明即年金受給になる訳ではない事の理解を求めていかなければならないとおもいます。また、短期派遣等、付け焼刃的な研修では、記録問題の早期解決につながるとは思えません。安易に派遣を取るのではなく、職員ひとりひとりのスキルを上げ取り組んでいかなければならないと思います。	年金記録問題が出た時は、失われた年金、消えた年金等大きく報道され、悪の根源は、社会保険庁、社会保険事務所、と一方的に避難され、業務時間中は誹謗中傷、嫌がらせの電話対応に追われ、正直、その報道に憤りを感じました。日本の年金は、戦前から始まり、制度もばらばら、法律も複雑に絡み合い、被保険者自身は、被保険者証の重要性の認識少なく、転職毎に作られたり、生年月日を誤っていたり、請求時点で、統合するにしてもご本人の記憶が曖昧であったり、記憶されていなかったり、そのすべてが、社会保険庁、社会保険事務所側の責任となるのか、疑問に思いますが、誤りは正していかなければならないと強く感じました。 年金問題は、19年の暮に、まず新聞報道、マスコミにより知らされました。	年金問題が起こる以前も以降も私自身は、変わらず、相談業務の時は、ひとりひとりの記録について、慎重に確認行為をしてきました。 この問題が起きて以降、臨時業務、特別便等大量に発送され、通常勤務時間は、殆ど電話に追われ、超過勤務、休日勤務、土日の相談室対応と、日々、解決に向け常態してきました。 反省点としては、余りにも短期期間に業務量が増え、見切り発車的になってしまい、統制がきちんと職員全体に渡っていなかったところだと思います。
12238	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。		被保険者にとって、加入記録が抜けた状態で年金給付を決定されてしまうため、給付額が減額となり不利になってしまう可能性があると思いました。 期間調査の業務に携わった時。	簡単に年金番号を払出してしまわずに被保険者に調査依頼をしたり、勤務していた頃のことを思い出してもらい、間違った名前で呼ばれていたことや生年月日を間違えられたことがなかったかを確認した上で調査しました。問題発表以降、事業所名等を伝えてもよいことになったため、事業所名と所在地を確認しました。 本人と思われる記録があっても事業所名等を伝えることが出来なかったため、本人記録と確定できるまでに時間がかかってしまった点。
12239	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし。	1件1件、懇切・丁寧かつ迅速に対応し、信頼を回復していくしかない。	当時、大きな問題とは思わず認識が甘かった。平成18年以降。	意識改革をし、お客様の立場になり、懇切・丁寧に年金記録問題の解消 に努めようとした。 職員の認識の甘さ、お客様目線になっていなかったことが、一番の反省点 である。
12240	地方庁	その他(社会保険事務所)	被保険者が、年金の仕組みについての知識が不足している。	世間一般の人々に、分かりやすく説明し理解していただく事が必要。 広報活動を、増やす必要があると、思います。 氏名変更の重要性・住所変更の重要性など被保険者が、理解してない為、記録が重複したり、統合されてなかったり、年金に対する知識・興味を もっと持ってほしいと思います。	平成19年の年金問題が起きた時です。 手書きの書類の頃の処理の社撰さには、驚きました。 少しでも記録をきれいにしたいと思いました。 今適用課の書類を処理するときに、間違いの無いように慎重に処理する事を 心がけています。	対応は、問い合わせなど少しでも、丁寧・親切に自分のできる範囲で答えるように、また自分のわからない事については、勉強し上司に確認と指示を受け お客様に理解していただくように、心がけました。 職員が他人事と考えずに、相手の立場に立って処理することを心がけるように すればいいのでは、ないでしょうか。
12241	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	とにかく、人手が足りていないことが気になります。人を増やすことと 質の向上が必要だと思います。経験者を切り捨てて解決が早くなるとは 思えません。	加入履歴の不備・抜け落ち、標準報酬の改ざん・不適正な喪失処理など本来あるべき正しい記録でなくなっている問題。 存在を知ったのは、採用が平成18年10月でそのとき既に不適正免除問題が出てきていたので、採用前？になるかと思います。	出来る限り別番号を払い出さないように確認を取った。
12242	地方庁	その他(社会保険事務所)				
12243	地方庁	その他(社会保険事務局)	女性に見受けられるケースですが、就職の際に年齢を若く偽って職に就く方が昔は多くあったようです。 転職の毎に生れ年を変え手続きをする為、全ての厚年記録が別番号となっている方が多々おります。 年金請求時になって、記録が合わないといい期間調査の手続きをいただくと、年齢違いでいくつもの記録が見つかる次第です。 何十年も前のことなので、ご本人も年齢を変えていた事を忘れてしまうのでしょう。	(6)とも重複しますが、今までに多く見受けられたケースをテレビや特別便に封入する等してお知らせする。		
12244	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				制度改正による周知の欠落、手管理やシステム管理のチェック体制が現在よりかけていた。
12245	地方庁	社会保険事務所課長級以上		1件ずつ確認させていただく地道な作業を続けるしかない	いつ頃かは忘れてしまったが、窓口に来て頂いたお客様の手帳からオンラインデータを確認した時に、氏名や事業所整理記号・番号が登録されていないデータが多いことは気になっていた。しかし、最終的には年金請求する段階で確認できるものと思い問題意識を強く持つことはなかっ	窓口においては、お客様が年金手帳を持っていることから、払出簿や被保険者名簿を確認し、その都度補正処理をしていた。
12246	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし	一律救済し、基礎年金部分を税方式とすべき。また、それに伴い、生活保護等を打ち切るべきと思う。そうしなければ、この問題は解決しないと思います。	この問題は、テレビ等で知った。不利益を被った方には誠に申し訳ないと思うが、どこまでが正しく、また、悪いのかが判断つかない部分がある。が、早く解決すべきと思う。	過去、手作業部分が多く、また業務量増に伴いシステム化等を図ってきた。業務量増に見合った人員の確保ができず、また、年金改革も政治利用された部分もありつぎはぎだらけになっている。今後、経過措置等をなくし、すっきりした制度を構築していくべき。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12247	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません		年金請求時に本人と思われる記録があるのに覚えてないから統合できないなどの問題があり、手帳の管理が雑、手帳の大切さを訴えていない厚生労働省はよくないと思った。	なるべく思い出していただくよう努力しました。もう少し手帳の大切さを国民にアピールしておくべきだった。
12248	地方庁	その他(社会保険事務所)				
12249	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成19年に大きな問題として取り上げられるまでは、これほどの件数があるとは知らなかった。	年金制度の始まりが戦時中ということ、またすべて紙による管理であったことを考えると、場合によっては100年以上も管理しなければならない情報を適切に扱うことが困難であったと推測される。 また、職員側にも、もしかするとその認識の甘さがあったのかもしれない。
12250	地方庁	その他(社会保険事務所)	過去の厚年記録が見つかっても、期間短縮の特例でもらっている場合は追加すると減額されることがある。	正しい年金見込み額を通知する。	ちょうど、相談室窓口に在籍時に噴出したので、お客様の声がじかに届きました。	お客様の身になって応対したつもりですが、窓口だけでは、いかんともしがたい問題なので、現場の声をもっと聞いてほしいと思いました。苦情を受けるのは現場で応対した者なので。
12251	本庁	その他(本庁)		今後において、被保険者に対する本人情報提供を高頻度で濃くし、被保険者側が自分の情報を常日頃チェックするような習慣を世間に醸成するよう、方策を考える。やはり、本人の事を一番良く知っているのは、被保険者本人だから。 年1回郵便で本人に通知しても、郵便物を読まずポイ捨てする人がいれば、何の意味もない。もしも被保険者に登録情報を伝達していない事業主がいれば、どうしようもない。事業者がキチンとしていても、被保険者が家庭内で被扶養者に情報を伝達していなければ同じこと。 例えば、資格喪失年月日が事業主と被保険者で認識違いを生じたまま、窓口に届を提出し、受給開始年齢を迎えれば、将来、機構の窓口でトラブルになる。その時に事業所側に当時を知る人が残っている保障も無い。 郵便より低コストで頻度を高くするなら、インターネット上の確認システム機能拡充が順当と思えます。	地方庁にて、年金加入記録を探す作業をしていた時に、氏名索引をオンラインで掛けても見つからず、マイクロフィルム索引簿(生年月日簿)などの物理的手段で加入記録を探し当てて、オンライン記録上では氏名欄が空欄であったり、振り仮名がオール漢字音読みで入っていたり、どう読み仮名を想像しても、絶対オンライン検索するのが不可能な収録のしかたの記録を見たときに、記録収録がおかしくなっているなと感じました。 オンライン切り替え時に、なぜこのようなあり得ない氏名収録を当時してしまったのか、不思議に思いました。 平成一ケタの頃には、そのような事象に遭遇しておりました。	そのような誤収録手番を見つけるたびに、当然個別対応(オンライン記録訂正)をしましたが、それが特定箇所の特定人物の行動で結論付けられる話ではなく、オンライン切り替え当時に全国規模で誤った記録収録が行われたとの想像をするには至りませんでした。 紙台帳時代を経験していなく、オンライン切り替え時の様子を知る人もあまりいない状況であったとしても、もっともっと想像力を働かせるべきだったと考えます。
12252	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じません。		国民年金手帳、厚生年金手帳と年金手帳を2冊以上お持ちの方がおられ、年金裁定までには基礎年金番号へ記録を統合する必要があるものと認識していました。 基礎年金番号導入時に、そのような未統合記録があることを認識しました。	基礎年金番号導入後の記録整備について、年齢別に段階的に進める計画があり、当時の自身の職責から、そのための予算確保を行いました。 反省点として、段階的に進めるのではなく、今般の記録問題対策のように、国民にきちんと公表し、組織を挙げて取り組むべきであったと感じております。
12253	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし			
12254	地方庁	その他(社会保険事務所)	自分の戸籍上の誕生日と、親から聞かされ、通称その誕生日を就職のときに(昭和40年以前)自己申告した結果、統合されていない場合や、戦時中軍需工場等で勤務してきたときなどは、厚生年金にかけてもらっていたという考えも無く、統合されていないケースもあると思う。 今の仕事をしていても、資格取得届に基礎年金番号を記入されないケースも多々あり、私は、新しい番号を付番しないためにかなり努力をしますが、事業主の方には「番号を調べてからでないと、社会保険の手続きができない。」などとお伝えいただき、履歴書持参で社会保険事務所(年金相談ではない窓口などを新設して)で調査するようにすればよいのではと思います。	今の仕事をしていても、資格取得届に基礎年金番号を記入されないケースも多々あり、私は、新しい番号を付番しないためにかなり努力をしますが、事業主の方には「番号を調べてからでないと、社会保険の手続きができない。」などとお伝えいただき、履歴書等の持参で社会保険事務所(年金相談ではない窓口などを新設して)で調査するようにすればよいのではと思います。	H20年9月入庁ですので、一般に知られるようになってからのことと思います。	誠意を持ってお客様と接すれば、そのかたの忘れていた記録は見つかるものだと確信します。 本日も旧姓の記録が旧台帳のことで、照合できなかったですが、旧台帳も080画面のように確認できれば、解決は早いと存じます。
12255	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	現在、進めているねんきん特別便、ねんきん定期便の活用と考えます	社会保険事務所に入所当時、業務課だったので厚生年金手帳重複取消等の事務を行っていたが、会社をかわる都度年金手帳の交付を受けていた事例が多く見受けられた。基礎年金番号附番までは、国民年金、厚生年金それぞれに年金手帳を交付しており、統合となっていないものもあるとは思っていたが、平成19年6月の5000万件の消えた年金の報道であらためて知りまし	国民年金と厚生年金が別々の制度で年金手帳をそれぞれに交付していた、また、基礎年金番号をもう少し早く実施していればと思います
12256	地方庁	その他(社会保険事務所)		社会保険庁が把握している情報を提供し、相手と確認する今のやり方を地道にしていくしかないと思います。	報道等で取り上げられるまではこういった問題があるとは思ってなく、適正に処理されているものと思っていました。	今の年金記録問題は、紙台帳からコンピューターへの入力時への誤りや不備があげられると思います。この時にもっとチェックする必要があったのではと思います。 また、平成9年に基礎年金番号の設定がされた時に、複数の番号を持っている方については、統合の必要があることをもっと周知し、統合を促すべきではなかったでしょうか。 もっと早い時期から情報提供を定期的に行い、国民がそれぞれ自分の記録を確認できるような体制をつくるべきだったと思います。
12257	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	無し	人員の強化による徹底的な究明。	年金に対する国民の信頼を揺るがす重大な問題。報道により。	業務方式の整備(ルール化)の徹底。業務マニュアルの整備、電子化(共有化)。
12258	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	厚生年金の記録照会に関しては、カセット記録の早急な整備が必要と思います。またマイクロ検索(080)をスムーズに行うため、カセットごとの目次があると便利だと思います。	年金記録問題は紙台帳からWMシステムに移行時の作業がいいかげんであったため起こったものと認識しています。平成8年に厚生年金の期間照会を担当するようになってから知りました。	すべてのWM記録とマイクロの記録をあわせる時間はありませんでしたので、照会で問題の記録があった場合に補正することしかできませんでした。 ひとつひとつの記録を適切に管理するという意識が不足していたのことが反省点と思います。
12259	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません			
12260	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	今のまま定期便等での本人の申し出	基礎年金番号未統合の記録がある請求時に統合すれば問題ないという認識。基礎年金番号導入後。コンピューター移行時の誤入力等は年金問題発覚するまで知りませんでした。	何もしていない。基礎年金番号通知時に徹底した統合、回答の回収。問題を公表せず、後回しにした。
12261	地方庁	その他(社会保険事務所)		全職員が、自分の業務として責任を持って記録問題に取り組むこと。	年金制度が、始まってから先送りしてきた問題や紙台帳からオンライン化の際の間違いが、明らかになったこと。 平成19年5月ころだったと思います。	厚生年金の期間調査の担当職員として、業務を行い、未処理件数が減少するように努めました。 被保険者が、本人の記録を確認できるように、以前から定期便や特別便のように被保険者に対
12262	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		平成19年4月頃だったと思います。今問題になっている記録はかなり昔のものであり、19年4月以前は会社名を教えてはいけないと言われていたので、本人が覚えてなければ統合されないためういた記録はたくさんあると思いました。	台帳から移すときに名前の入力がめちゃくちゃだったり、払い出し確認をしても台帳が保管されていなかったりしているので、基礎制度ができたときに、記録の統合をするべきだったと思います。
12263	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に知っておりません。	マンパワーで対応すべきかと思います。(ただし、外部委託等でなく、社会保険行政に精通した人で対応すべきかと思います。)	とても重大な事と認識しております。 国会議員の未納問題等で騒がれた前後。	事業所に対しては、実態に合った届けをするよう指導。 収納率による各事務所ごとの比較
12264	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	人・もの・金をかけて、短期的に集中して推進していく	例外事項の多い年金法の複雑さと、被保険者の無関心・無知識により、 永年のつけが蓄積し、いっきに大問題として顕在化したもので、マスコミが騒ぎ始めた頃と同じ頃に存在を知った。	一人でも多くの人が、当然受給すべき額を間違いなく受給していただけるよう 丁寧に詳しく対応し、不利益が発生しないよう心がけています。 反省点としては、過去の職員の怠慢もあると思いますが、基本的に年金法が 複雑過ぎて、一般の方になかなか理解しづらい為、もっとわかりやすいシンプルな法律に変えていく必要があると考えています。
12265	地方庁	その他(社会保険事務所)		社保庁からの指示は 目的意識が無さすぎです。 「記録を完全に確認して直す」 という本来の目的をはずれて、 「マスコミに騒がれた箇所を取り繕おう」 という指示ばかりです。 これまでの何十年で行われてきた杜撰な作業は 「台帳を突合すれば直る」 「払出簿をPC化すれば確認できる」 という単純なものではありません。 個々のケースにより、多様な組み合わせがあるからです。 まずは指示する人が直接調査をして 現場がどのような作業をしているか どのような組み合わせに対処できなければならないか を認識すべきです。 今は現場を分からないままで 指示しているように感じられます。 今のままで的外れの指示に従っても、 何十年経っても記録は直りません。		

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12266	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知りません。	予算や人員はシステムをつぎ込み早期解決をはかり、国民の信用を得るべきでは。	社会保険庁の最重要課題かつ優先課題。	国民が大変な不利益を被る事態で緊急な対応が必要と考えました。また、大切な年金記録を、確実に登録していなかった職務の怠慢が反省点である。
12267	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	最優先事項として、課・係を問わず意識を持って取り組んでいくことが何よりも重要と考える。	基礎年金番号導入時に、複数の番号を持っている方に対して記録統合の処理をしっかりと行う必要性は感じていたが、年金請求の際にきちんと手続をすれば漏れはないと考えていた。 過去の記録がこのようにずさんになっているのを知ったのは、年金記録問題がマスコミに取り上げられるようになってからである。	一刻も早く解消するように、特別便の窓口対応や期間照会の業務支援等を行ってきた。 オンライン化になるときに、しっかりとしたデータの移行や記録整備を行っていなかったこと、大きく取り上げられる前に問題提起を行ってこなかった点などが反省点として挙げられると考える。
12268	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に、ありません。	記録管理の徹底、きめ細かな事務処理対応の徹底。 記録問題の早急な解決に向けた人員配置。	社会保険事務所での年金番号の取扱い重要性(この番号での記録管理をしているとの意識)、また、市町村との連携の不備があり、特に国民年金の対応 について、二重行政ゆえの不適切な対応があると思いました。 このような問題の存在については、宙に浮いた5000万件の番号があるという 報道で、知りました。	年金制度についての広報不足を痛感しました。一人の方が10個の年金番号を持っていたり・・・年金番号の管理の徹底と、お客様については、すべての記録判明につながるような対応を心がけました。
12269	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	(6)に同じ。	年金制度の根幹にかかわる問題と認識。年金記録問題を知るようになったのは、平成19年年度当初。	直接年金記録に携わる部署にいなかったため、組織づくりの観点で対応したのえはないかと考える。国民サービス及び意識の欠如が原因だったと思います。
12270	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません	現業務に支障の出ないようにしつつ、全職員が全力で対応しないと解決しないと思います。	目の前の業務に追われ、問題を問題として認識していなかったと思います。 一般的に報道された時に知りました。	当たり前として行なっていた業務が実は問題があったということを、しっかり認識しようとしました。 お客様目線で業務を行なえなかったこと、社会保険事務所の中の常識で物事を考えていて社会
12271	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	人員を増やし、年金記録問題についての処理を優先的に行うことが出来れば」よいと思います。	基礎年金番号導入時に、きちんと一本化に出来ていなかったことと、年金裁定請求時に、職歴等の確認が不十分だったことが現在の年金記録問題につながっていると認識しています。紙台帳からオンライン化になる時に入力ミスが多かったことは、新聞等の報道で知りました。	年金裁定請求書等の受付時は、職歴等を十分確認しています。来所者すべての方について、他の手帳番号がないかを確認しています。
12272	地方庁	その他(社会保険事務所)		旧台記録を庁で入力するのではなくて、とりあえずwmでカセット記録を見られるようにする。全国の事務所でお客様の相談があるのに応じて記録を整備してwmにいれる	この問題は初めて知りました。少しは不備なものがあることはわかっていましたが5000万件もあるとは・・・・基礎年金番号が整備後、過去記録の整備と言うことで本人あて照会していたのですが、この中に年金受給者は含まれなかったのが残念です。 当方で記録が整備できることは何故しておかなかったのか残念です。いくら手作業の時代の遺物かもしれませんが、なんらかの手を打つべきでした。なぜ、職員に明らかにしなかったのですか。残念です。	ほとんどが私の入社するまえの記録です。国民の皆様の年金に不利があってはいけないので、真摯にうけとめ、お客様の対応をさせていただきました。 マスコミが消えた年金と報道するので、当初は社会保険庁と関係のない共済組合記録のある方からも問い合わせがありました。社会保険庁は何故いいわけをしてくれないのでしょうか。 ねんきん特別便は、旧台記録が整備されてからおこなってほしかった。 お客様の中には来所するたびに新しい記録が出てくる人もいます。そのたびに再裁定をおこなって、効率が悪すぎます。
12273	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	今現時点で残っている旧台帳との突合せがどれほど進んでいるのかは、詳しくは分かりませんが、限界がきているのが現状かと思います。台帳のない中でどれほど記録を回復できるかが焦点であり、第三者委員会のような記録の回復機関をさらに設け、お客様との話し合いの中で解決し、取り組んでいくしかないと思います。	私は平成17年に採用され、最初はほとんど意識していませんでした。 ただ、ねんきん特別便が発送され、一日何十人もの記録訂正を行ったことで、この問題の大きさを知りました。 お客様の中には、80歳を超えるお年寄りの方で、記録を見てみると、国民年金の全てを受け取っていない方がいました。記録回復により何百万円と入りますが、これまでの何十年の生活を考えると胸が痛み、本当に大きな問題だと実感しました。	私は記録が見つかったお客様に対し、一緒に喜ぶのではなく、申し訳ございませんでしたと謝りながら対応をしていました。 私が思う反省点は、記録管理についての法律やルールがなく、慣例的に行っていたことだと思います。また年金制度ができて数十年も経つのに、今まで記録についての声があまり挙げられて来なかったことが不思議であり、反省点の一つかと思います。
12274	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	かなり詳細に情報提供されており、今まで知らないことがかなり報道されておりそれ以外については分かりません。	この問題は、60数年前の記録からそれ以降の記録調査が求められておりまします。すべての記録の確認作業を行うには相当の期間を要するものと考えます。ある一定のルールを定めて、平等な方法により規定を設けたほうがよいのではないかと考えます。	年金制度は、生活を行うために必要不可欠なものであります。その計算基礎となる記録管理が大きな問題と考えます。 また、報道がされてはじめて知った状況です。	国の行う事業の信頼を失い、保険料等の収納率にも少なからず影響があったものと推測されます。 対応といたしましては、信頼回復の観点から親切丁寧な対応を日々意識しながら信頼回復に努
12275	地方庁	その他(社会保険事務所)			被保険者の認識不足と保険者の自覚不足	被保険者に対し、社会保険の簡単なマニュアルを作成し周知した。(前職)
12276	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		従業員の基礎年金番号の確認や年金手帳の管理を、事業所・被保険者にまかせきりにせず、不安になったら確認ができる仕組みなど、被保険者等をバックアップすることが必要であり、サービスだと考えます。	社会保険事務所に出向中に、年金手帳を複数所有している被保険者がいたため、ひとつに統合した記憶があります。 しかし、それは事業所の確認不足が原因であり、被保険者がしっかりと手帳を保管していることで正しい状態にすることができたため、大きな「問題」と認識しませんでした。	事業所は正しく従業員の基礎年金番号を確認し、被保険者は年金手帳をしっかり保管していることが前提の制度となっており、被保険者等の「忘失」や「うっかり」などにより取り返しがつかない「問題」となってしまうことが大きな問題であると考えます。 被保険者の「うっかり」にも対応できるよう、自らの記録を随時に確認できる簡易な仕組みを構築することが必要と考えます。
12277	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし。(オープンになっていると思う)	人(上位)、物(仕事、中位)、金(下位)を可能な限り投入する。特に人は経験者(OB)に、たとえ2時間でも3時間でも協力を依頼する。 物は、作業スペースの確保、机、いす、WM、PC等不足させない。(リース)	信頼を損なう、信頼回復し得ない事態。H18・5月以降一連の不適正免除問題からお客様の記録照会が増加し、不一致が時々発見されてきた頃。	お客様の立場に立って、可能な限り、正しい記録へ修正。 (例)現場の処理能力が、100なのに特別便発送がそれを大幅に超える時期が続き、職員は疲れ脱落(退職)し戦力ダウン。悪循環に陥っているのが今の現状。
12278	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	一件一件に対して、真摯且つ迅速に取り組むしかないと思います。 早急に対処することも大切と思いますが、見切り発車的な対応はできるだけ避けた方がよいと思います。 後から「やっぱりああでした」「やっぱりこうします」では、国民の方の納得は得られないと思いますし、処理する職員も対応が効かなくなると思うからです。	年金記録問題が存在することを知ったのは、貴金職員として採用になってからです(採用は平成18年6月で、当時は国民年金の不適正免除について騒がれ始めたころでした)。 その後、5000万件の浮いた記録問題でマスコミが大騒ぎをし出しましたが、ここまで件数が多くなるほどの問題とは思っていませんでした。	未統合の手書記録があまりに多く、特に再裁定処理に時間がかかり、当初通知されていた振込までの期間より大幅に長くなってしまった点が反省点として挙げられると思います。 当初予想されていた件数では、見通しが甘かったと思いました。
12279	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	基礎年金導入後は、年金番号が統合され国民年金、厚生年金が一回で請求できるようになりましたが、それ以前は、それぞれ請求が必要であり、現在、まだ未請求の人がいたり、未請求のまま死亡したりしている人が多い。また、制度周知が不十分であり、国民年金死亡一時金の未請求者が存在する。	国民年金の台帳及び市町村の台帳等の表示について、それぞれの表示が異なるため、経験者、退職者を積極的に屡い入れ、対応しないと突合作業は進まないと思います。 厚生年金のカセットのすべての記録を開放して画面上確認ができないものをなくさないこれ以上進まない。	年金請求時、本人申請主義であり、番号の漏れはいくらかあることは認識していたが、報道されたほどの件数が残っているとは、思っていなかった。	複数番号が存在した場合、相談の方法を変えた。 法律がお客様に徹底していないために、理解されていない。もっとわかりやすい法律にして、すべての人が理解し関心がもたれるようにする。現法律についても、まだまだ広報が足らない。身近なところで対応でしたほうがよい。また、法律改正が多すぎるため、職員でも、理解するのが難しく対応が難しいと考えるので、法律改正は最小限にし、附則部分をなくす。
12280	本庁	その他(本庁)	ありません。	マンパワーの集中投下。 システムの増強。	国民の関心度が極めて高い政治課題と認識していました。 3、4年前ごろだったかと思いますが、政治課題として取り上げられてきたころ。	政治課題化している問題解決の担い手として一件でも多くの問題処理を、そして、時効特例給付担当として、一人でも多くの方に存命中に受け取っていただきたいという思いで奉仕してまいったつもりでおります。 早急に解決しなければならない国家プロジェクトとしてヒト・カネ・モノの集中投下が遅きに失しているのではないかという点が反省点と挙げられるのではないかと思成いたします。
12281	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	一概にはいえませんが、現在おこなっている方策を効率よく進めていくことになるのではないでしょうか。	非常に重要な問題。国民年金未納問題のころからでは	真摯な態度で、全力を出すよう努めました。年金は長期的な歴史があるものなので、短期間で解決できる問題ではないと考えます。
12282	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	一件一件誠実に対応していくことが大切だと思います。	今回の年金記録問題によって、とても大きい問題であることを認識しました。	反省点は、ここに至る過程で、対策を講じることができなっかたのかと思います
12283	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	特にありません	統合されていない年金加入記録の問題 勤務を始めた頃から(平成21年6月)	氏名検索などを慎重に確認するようにしました。 年金番号の重要性が国民に浸透されていなかった点
12284	地方庁	その他(社会保険事務所)	一般的に知られていることかもしれませんが、事業主が被保険者の給与から保険料を控除する際に、誤った金額を控除したり、退職時に1か月分多く控除してしまうなどの誤りが起きていること、が私が知っていることであえてあげればこのことになります。本来は年金記録に反映する標準報酬の保険料を納めるべきところを、事業主の誤りによって正しくない保険料を徴収されるのは、広く考えれば年金問題といえると思います。	本来ですと、事業主から被保険者に対して保険料を知らせる義務がありますが、現状ではそれが徹底されているとは言えないと思います。年金定期便を被保険者に送るようになり過去の分ではありますが保険料を知らせることができるようになり前進したと思いますが、まずは定期便の中に確認を促すチラシを同封し、このようなことが起こりうることを知ってもらうことが必要かと思います。	当初私が考えていた年金問題とは、未統合の年金記録が多数あり、それがなかなか減っていかないことが年金問題の主な原因と思っていました。そのことを、問題として考えるようになったのは、年金給付課に在籍し、裁定事務を行っていた平成15年ころだったと思います。	給付課在籍の際は問題として漠然とは考えていましたが、裁定事務に追われ、具体的な対応はできず"にいました。ただ、年金相談の際や裁定事務を行う際には請求者の申し立てをできるだけ聞き、本人のものと考えられる年金記録をできるだけ探してから裁定するように努めました。 この問題の一番大きな反省点は、紙台帳から機械化した際のチェックの甘さだと思います。私はこの問題が起きるまではオンラインにある年金記録はほぼ間違いはないものと考えていました。これが覆されると年金相談を受ける立場としては、信じるものがなくなります。疑心暗鬼な状態では、相談を受ける方にも不信を与えてしまいます。これがこの問題の大きな反省点だと思いま
12285	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題は、年金受給者だけでなくまだ受給者でない世代の方や遺族年金受給者についても関係してくる、とても多くの方について起こっている大きな問題であるとの認識。 年金記録問題を知ったのは、マスコミ等で報じられるようになってから(時期失念)	日頃従事する期間照会業務において、できる限り充分な調査をしようと心がけた。 反省点としては、早くからこの問題に取り組んでおく必要があったのではと考える。
12286	本庁	その他(本庁)	特段ありません。	記録問題とすると、時間の許す限り個々人の方の記録を確認していくことが必要かと思います。ただ記録問題の対象者の中には高齢者の方も多い為、あまり時間のない中での作業となり、人員も限られていますので記録の確認にひたすら時間、労力を費やすのも難しいと思います。	本人の申請に基づき、記録の整備を行う現行の方法では発生する問題と認識しています。誤った氏名や生年月日の収録等の記録管理の問題及び本人の申請を頼りとする方法には限界があると思います。 認識した時期は国会で問題になったころかと思います。(未処理手番の件数等について)平成19年の初頭頃	対応方法 本人にできるだけ納得して頂くよう、年金請求時や期間照会時に慎重に確認を行う事が大切であると考え、対応時には丁寧に話を聞き、事実の確認に努めました。 反省点 記録の管理、確認を軽視した事が記録問題を発生させた原因と思われます。 ・記録管理の際の登録内容の確認の不備 ・年金相談時等の記録確認を重視していなかった これらの点が記録問題をより大きくしてしまったと思います。
12287	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	わかりません	名前がまちがって入っていても、会社名などから確認できるので問題とは、認識していませんでした。平成19年7月ごろ。	年金の裁定請求の際にお客様の期間を詳しく確認して記録のもれがないようにすればよいと思います。
12288	地方庁	社会保険事務所課長級以上	過去の、特に平成9年に基礎年金番号制度を社会保険庁がなぜ実施しようとしたか。また、当時の報道で総背番号制にするのか等反対した、議員、報道機関が多数存在していた。しかし、もし反対を押し切れずに実施できなかったら?また、他の手番を記入するターンアラウンドの本人照会も返答が少なかったときます。	反対を押し切って基礎年金番号制度を導入したおかげで、まだ問題がこれで済んだということでしょうか。もし実施していなかったら・・・。	年金の記録が手番のWMに登録されていないことがある。という事実は知っていましたが、ここまで多数にのぼるとは思っても見ませんでした。	人間の能力を過大評価せず、コンピューターの導入をもっと急ぐべきだった。 また、コンピューターに紙台帳に記録を移すときに外注に出さず、責任をもつ職員に行わせるべきだった。それにより職員の人数は増えるかもしれないが、知識の欠如によるミスを多く減らすことが出来るとおもいます。現在の状況も外注だのみで柔軟な発想が出来ないパンチャーが入力処理をしていけば、コンピューター化したときと同じような事態が発生することは容易に想像でき

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12289	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	早急に解決させなければいけないが、解決を急ぐあまりに対応が煩雑になってしまえば、本当の解決にはならないと思います。 早急かつ適切に対応し解決するためには、人員を増して対応することと考えます。	年金はお客様の財産なので問題が起こった時は、あってはならない事が起こったと思いました。 平成19年の夏ぐらい。	私のできる限りの範囲で解決に向けた対策・支援に参加した。 反省点としては、もっと尽力できたと思います。
12290	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現状できることを少しずつでも進めていくのがいいと思います。	基礎年金番号に統合されていない手帳番号があるのは知っていましたが、基礎年金番号に統合を進めていたので、こんなに膨大な件数に上るとはおもいませんでした。	件数が膨大というのもありますが、紙台帳からコンピューターに移し変える際に精度が低かったのが問題と考えます。 また、現在年金記録問題に取り組んでいますが、対応する人員が不足していて処理が進まないのも問題と考えます。
12291	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	年金知識のある人材が不足していると思われます。また、止められることが可能と思われる業務(どの業務も重要とは思いますが)を選別し、年金記録問題の解決を第一に考えるべきと思います。	年金記録は長い年月に渡るため、人によってはある程度のもれ等(コンピューターが無い時代の記録で、手帳を何冊も取得している場合など)はありえると考えていましたが、ここまでとは記録問題が発生して初めて知りました。	過去の改定(平成9年の基礎年金番号の導入など)時に、しっかりとした広報がなされなかった事が要因のひとつと考えます。
12292	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	懲戒処分を受けた人を、一律に日本年金機構に不採用とするのは反対です。 分限免職の不安を抱えながらも、ぎりぎりまで記録問題の解決に向けて尽力してくれた人を物のように使い捨て排除するのではなく、日本年金機構に採用して、記録問題の解決に力を注いで欲しいと思います。 機構に必要のない人材は、他にいると思います。 一定の記録確認作業(本人に対する周知、確認)は終了したと思うので、今後は一定期間毎に、記録の確認をしていただく。 現在も厚生年金被保険者や未納者、第3号被保険者は、具体的な加入状況や手続きなどをよく知らない事も考えられるので、年金制度についてもっと広報に力を入れる。 学生納付特例や免除制度が十分認識されているか疑問。 未納問題の一斉救済には反対。記録問題の窓口対応において、様々な人の応対をしてきたが、便乗して記録の増加を図る人が必ず出てくる。 証拠がない場合の、真に救済が必要なケースの認定は難しいが、ハードルは低くしないほうがよいと思います。	未統合の記録が多数あることは認識していましたが、納付した記録が残っていないケースがあることや、氏名も収録されていない記録があることはよくわかりませんでした。(記録照会業務や補正業務を担当したことがなかった。) 本人が職歴を把握していれば、記録が宙に浮いてしまうことはないと考えていた。 具体的に状況を知ることとなったのは、平成19年度に国民年金業務課に配属された以降。	記録問題の対応は、多数の来客や書類の対応をすることだけで精一杯で、数をこなすことが必要だったと思いました。 基礎年金番号の導入により、それまでと比較して格段にサービスの向上や複数番号の取得の防止等が図れるようになってきたと思うが、定期的な記録確認を行なってこなかったため、数十年後になって初めて問題が発生することがわかるところに問題がある。 現在のシステムでは、記録のみの管理しか出来ず、その番号の持ち主とのやり取りが全く残っていないということが最大の問題ではないでしょうか。 未納者に対しても、催告状を送った、訪問したなどの勤奨の際の記録がほとんどわからない。 未統合の記録についても、その番号に対してどのようなやり取り(本人と思われる人が否定した、人違いだった)という情報が全くわからない。 懲戒処分者を二重に処罰していることにより、社会保険庁の職員の力を結集できなかったことも大きな問題ではないでしょうか。
12293	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に承知しておりません。	対象件数が多いため、即効性のある解決策はないと思います。 「処理の進め方」の部分を、体系立てていくしかないと考えます。	いわゆる「年金記録問題」が、マスコミ等で取り上げられるようになって、事象が多岐にわたること、対象件数を認識しました。 厚生年金保険のいわゆる「旧台帳」が、喪失後10年経過云々という定型的な事由で、あえて別管理されていたこと等は、いっさい認識していませんでした。	当時、庶務担当課長として、「ねんきん特別便」の来訪者に対して、全所的対応を構築、維持すべく努めました。 今、考えると、全体像が掴めないままの対応で、ロスが多かったと考えます。
12294	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	上記(6)に対する設問であれば、なし。	年金保険という長期にわたる加入記録については、正確な管理が重要であるが、複雑な制度改正の連続、厚年、国年、船保と制度間にまたがる被保険者自身による加入手続き、等の制度上の問題に加え、その時代、時代における記録管理の方法(紙台帳の更新、進達等、手管理の時代からコンピュータへの切り替え等)において、その都度正確な検証を行ってこなかったところに原因があるものと考える。 様々な年金記録問題が存在することを知ったのは、いわゆる「宙に浮いた記録」が取りざたされた以降である。	個々の職員においては、正確な記録管理のため点検・確認を怠らないようにすることであるが、上述のとおり、一般人がすぐには理解し得ないような複雑な制度改正・経過措置等の制度上の問題と、記録管理においては、社会保険庁の紙媒体記録に限らず、市町村の国年台帳についても、マイクロフィルム化等による原本保管を軽視したところに問題があったものと考える。 また、一制度一冊かつ年金手帳(被保険者証)は年金受給時まで所持しているものという前提に立ち、複数手番を有する者は番号管理を被保険者自身に委ねたかのような記録管理方法が、いわゆる「宙に浮いた記録」の本人特定を困難なものにしたと考える。(基本項目未収録の厚年記録、名なし記録、オンライン未収録記録等々。)
12295	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金の未納者(滞納者)でも年金はもらえると言うことが世間一般に広まれば、益々未納・滞納者は増え今後制度全体の根幹を揺るがす問題になると考える。	全職員で問題解決に向け最大限の努力すべき どうしても出来ない人間を除いてもやらない人間も多すぎ、給与の減も含め何らかの方法で、対処しないとやる人間だけが損をしたり、いくつになっても成長の無い職員だけがはびこる。	平成19年ごろから現実に職場にはお客様からの直に問い合わせがあり、あまりにもずさんな年金記録の状態だったのがみにしみる。資格照会の回答までに数年かかり、再裁定の人数をみれば、それだけの人数分の記録がもれており、問題が大きくなればなるほど問題も山積していく事を知りました。	土日も返上して仕事に対応しているが、本来の業務も後回しにして年金業務・資格照会業務中心で、保険料の未納(徴収率)の問題や、適用促進の問題が今後大きく重要になると考えるまた、今後、民間組織になれば、労働基準法の中での対応をせざるえなくなり、年金問題をはじめさまざまな仕事の中で歪みが出てくるのを考えざる得ない。
12296	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	知られていない問題を承知していない。	○国民にとって、自分が加入していた年金記録を国がちゃんと管理していない(消された)と大騒ぎし、社会保険庁側もこれまでの記録管理方法にズサンな部分もあり、また、記録統合は本人の申し出に頼る部分も多かったことが表面化し、大きな問題となったものと認識している。 ○世間一般に知らされた19年5月頃である。	[redacted]被保険者記録照会へ対応するための相談体制の強化を行い、多くの国民が記録に関する相談が可能となるように問題への対応を行った。 ○反省点は、職員の意識として、不可能であった部分もあるにせよ、記録を受給まで完璧な状態で管理していくといった意識に欠けていたことや、基礎年金番号導入時に国民に記録統合の呼びかけを大々的に行い、記録統合の業務体制を万全にして臨むべきであったと思料される。
12297	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	不適正な事務処理の対応策として、専門の課を設けて対応しなければ、2年でも解決は無理ではと思っております。 現在の事務処理対応は、担当者が通常業務と平行して年金記録問題を行っていることから、通常業務のほとんどが止まってしまっており、通常業務に大変支障をきたしております。各事務所に専門班をもうけて対応すべきと思っております。	標準報酬月額の改ざんなど私の知りえる範囲ではありませんでした。 一部の職員が不適正な事務処理をしたことで、国民からの信頼を損ねる結果となり大変遺憾に思っております。 平成18年5月頃	標準報酬月額にかかる届出書については保険者の確認行為として賃金台帳の写し諸事録の写しの添付を義務付けるべきと思いました。宮城は平成17年頃までは、月変の除給については確認の出来る書類を添付させていましたが、簡略化が進み添付不要となっております。 また徴収課では保険料の収納率だけを上げる目的で改ざんしたとは思いません。 差し押さえすれば、会社が倒産に追い込まれ、社員は職を失うことになります。私も徴収課在籍の時、差し押さえされたら死ぬとか、恨んでやるとか、泣きつかれたりとかされました。一生懸命に頑張ってやってもどんどん滞納額が増える事業所、最後には自殺する事業主と色々と見てきました。。 徴収課の職員は滞納事業所の社長や従業員と顔なじみになると、なかなか差し押さえをすることができず、最後は社長に泣きつかれて標準報酬の不適切な事務処理を行ったものと考えます。 このことから徴収業務に携わる職員については必ず研修業務を行い、徴収業務への適応性のない職員は、他課に配属するなど行うべきであったと考えます。
12298	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			納付していただいた保険料(期間)を、きちんと年金記録として反映せず、年金の決定をおこなっていたことは、きわめて重大な問題であると思います。	今回の年金記録問題を真摯にうけとめ、国民のみなさまからの信頼回復のため一日でも早い解決を願い、記録問題に取り組んできました。
12299	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	予算をかけて、人員の確保	簡単に解決すると甘くかんがえていた。問題のついては、マスコミが騒ぎだした頃	最後の一人まで、記録を確認しようという意識をもって対応した。昔の事務がいい加減だったように思う。
12300	本庁	その他(本庁)	知りません。		社会保険事務所に出向していた時期に、初めての「ねんきん特別便」が国民のみなさまに送られ、多くの人に記録の不備があることを知りました。昔のことは分かりませんが、管理する社会保険庁の誤りも多いと思いますが、記録を届け出る事業所の担当者が社会保険事務をよく理解していなく、届出自体に誤りが多いのも現状です。	社会保険事務所の適用調査課に所属し、厚生年金被保険者の記録を管理していました。取得や喪失届、算定、賞与の届について、不適正なまたは間違った登録を行わないよう、細心の注意をはらってきました。しかし、何千という事業所に対し、職員5～6人という体制できめ細かな対応は難しく、事業所対応に時間をさけられなかったのが反省点です。
12301	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じません。	人・もの・カネというが、限られた体制の中で地道にこなしていくしかないので、無年金者の掘り起こしや死者の記録の確認よりも、まずはしっかり優先順位をつけていく。それでも判明しない記録は残ると思うので最終的には政治判断。	基礎年番に統合できない記録がかなりあると知ったのは平成12，3年ごろ。	目前の仕事が手いっぱいであったこと、自分の担当ではなかったことから特段の対応はしていなかった。 もっと早期に組織全体の問題として取り上げ、対応に着手していればここまでの問題にはならなかったと思う。
12302	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	年金記録問題に関しては、地道に当管理下における記録等に関し調査を進めるしかないと考える。	人それぞれの生活に密着するとても重要な問題と認識する。 基本的には年金等の請求時において必ず本人に記録につき確認し、年金裁定に結び付けていたのでテレビ報道等により「中に浮いた年金」等が大きく報道されたころ。	来庁される人より詳しく内容等を確認し、その時点ごとに自分のできる範囲における対応を心がけてきたつもりです。 過去においても、これからにおいても一つ一つの積み重ねをしっかりしていかなければいけないと考える。
12303	本庁	その他(本庁)	特にありません。	職員一人一人の意識改革が必要と思います。 これからは記録問題を起こすことは許されませんので、 記録の保存に今まで以上に重点を置くべきだと思います。	記録問題は国家の重大なミスだと認識していました。 事態については主にマスコミ報道によって知りました。	通常業務に加え、記録問題の対応が必要な業務(年金安心ダイヤル等)が発生したため、国民に不安を与えないよう、電話等にて対応する際には国民に対し丁寧かつ親切に説明することを心がけました。。反省点としては特にありません。
12304	地方庁	その他(社会保険事務局)		旧来の名簿は記入方法が特殊なこともあるため、社会保険職員をOBも含め経験者にあたらせることが早期解決になると考えます。 毀損していたり、焼失しているものもあるため、すべての記録問題を解決するには時間は絶対的にかかると思います。 期間をくぎって作業すると思わぬところで見落としなども発生すると考えられます。	基礎年金番号が導入されるまでは特に被保険者というよりは事業主や、事務担当者が年金手帳は一生一冊という考えが薄く、入社した方の手帳を持っているかは確認せず、健康保険証を早くほしいとの理由で新規に払い出すことを強要されたこともあると聞かされたことはありました。 手帳を複数持つことになるきっかけであっただろうと感じます。	その話を聞いてから窓口では、新規払い出しは本当に今まで加入がなかったのか確認してもらってから受理するよう心がけています。 窓口対応にばらつきがあり、一人一冊を広報不足であったと考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12305	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません	地道に突き合わせを行い続けるとともに、今後、記録管理体制の充実を図る。	国民の信頼を損ねる重大な出来事。	関係部署ではないが、国民の信頼回復に向け、接客する際に親切、丁寧、迅速な対応を心掛けた。
12306	本庁	その他(本庁)	知らない。	1つ1つ丁寧に、なるべく多くの人数をかけてやるべき。	国民にとって重要な問題であり、社会保険庁の信頼に大きく関わる問題。 新聞等で報道があって初めて知った。平成19年1月頃だったと思う。	コツコツと仕事をこなしていく。 特に誰が悪いというわけではないと思う。年金制度発足当時と今とでは年金に対する意識が違い、普想像がつかなかった部分が大きいと思う。 ただ、個人の記録を長期に渡り確認できるよう保管方法を検討、模索しなかったのが一番の問題だとは思う。
12307	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません			現行制度においては、厚生年金等適用時、戸籍等(生年月日、氏名が明らかなもの)の提出を求める等、法整備を行うべきでは、と考えます。
12308	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	本体年金(報酬比例部分)から厚生年金基金部分がどれだけ差し引かれて、基金からどれだけの額が出ているのかということがわからない。 一制度(計算式)が複雑。という点で理解が難しく、年金保険者が相違するという点で説明する側も説明が難しいという点で問題。	漠然ではあるが、年金の一元化のなかで代行部分の整理も必要ではないか。 抜本的にシンプルな年金制度設計が必要と考える。	厚生年金保険、国民年金保険の手帳番号がいくつも払いだされている。 一個人でも登録されているかな氏名、漢字氏名、生年月日が各々違うというものはあった。 入庁後間もない頃には問題というより、課題だと認識していた。	自分自身がどのように対応したかというものはないですが、 どれくらいの重複者がいるのか、それに対する対策については、長年、検討はされ、対策が講じられてきた。社会保障番号の導入の検討も一つであり、基礎年金番号の導入もその一つ。 また、反省点として、本庁と地方の連携が乏しかった。(人事施策としても、業務連携としても) 地方の意見をきちっと本庁で把握、整理し、予算化、事業実施に反映させなかったこと。 地方の仕事のやり方も47とおりあったこと。 など。
12309	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		年金裁定時の確認。	オンラインシステムに統合されていない記録があるという問題。また、それを積極的に統合しようとしていなかった問題。ただし、現在のように最優先課題として、人やお金を投入していくのは非	上記のとおり。
12310	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	1件、1件丁寧な突合作業を進めていくしかないと思います。	年金給付課に在籍していた平成12年～平成13年ごろ、年金を裁定する際の氏名索引において統合されていない記録があることを知りました。また、年金記録問題は、総力を挙げて取り組むべき最重要課題として認識しています。	お客様の立場に立って親切丁寧な対応を心がけました。現時点での反省点は、年金裁定のときに記録を確認すればよいとの安易な考えに基づき現状の記録を軽視していたことかと思います。また、年金裁定の際に会社名がまったく思い出せなかった場合、統合しなかったことも反省
12311	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にない	名簿をすべてオンライン化する。	以前から台帳、払い出し簿についてはいいかげんに作成されていると思っていた。	大量にありすぎて、庁全体として取り組まなければ解決しまいと採用されたときから思っていました。
12312	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。		補正が必要な記録が多いことに驚いています。	組合等の連携などが不十分ではないかと思われます。
12313	地方庁	その他(社会保険事務局)			過去からの引き続いたずさんな管理体制、庁と地方との温度差によって発生した問題。 入庁当時から記録の管理についてずさんさを感じることはあった。	一つ一つの記録を確認する際にできる限り記録を照会し、別管理になっている記録がないか注意するように心がけた。 反省点としては、システム的な問題だけではなく、本庁と地方の構造を見直してより透明性のあるようにすべきだと思う。
12314	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にございません。		現在、国民年金の記録に住所が登録されていない記録があり、本人の記録であると特定することにが困難になっておりますが、昭和61年頃だったと思いますが、「国民年金の被保険者記録に住所が登録されていないファイルがあり、後で問題になるかも」と先輩に言われた記憶がありますが、当時はこのようなことになるとはまったく認識しておらず、また、「今なら台帳があるから少しづつでも手作業で入力しておけばよい」とも言われましたが、このことについては事務所の問題として全体化されず、私も放置してきたところであります。いまさらながら、あの時入力していれば、本人の記録として確認しやすかったと思っております。	前記のとおり、その当時これほど問題になるとは思っていませんでしたから、何もしませんでした。また、被保険者台帳が廃棄された今としては、全被保険者台帳をマイクロ化しておけばよかった(当時、予算の関係もあり、全被保険者台帳をマイクロ化できなかったと認識しておりますが)、それをしなかったということが反省点ではないでしょか、と思います。
12315	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金制度の根幹にかかわる問題とおもいます。 平成19年頃ニュースで知りました。	記録統合から支給までの期間が長すぎると思います。
12316	地方庁	その他(社会保険事務所)	4月からの任期付職員のためわかりません。			
12317	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特にありません	全体像を把握し、ある程度の時間をかけて伸張に行う必要があると思う。急ぎすぎる。優先順位をつけて行っているが、時間がなさすぎる。まだこの後問題が出るのではないかと危惧する。	大変な問題であると思う。若いころ新規で年金加入書の手帳や払出簿、原票を作成しているときに手書きであった。この手書きをコンピューター収録する際には、いろいろな職員の文字があり、当時は読みづらいと思ったことがあるが、ここまでの問題になるとの認識はまったくなかった。 しっかり管理してきたと思うがこれだけの問題になるとはまったく思わなかった。当時氏名や生年月日は届出どおりであったため、違うことがあるとは思うことはあった。18年ごろまでは認識な	どこかで誰かが相当以前に認識していたと思うが表にでてこなかった。大変な問題との認識がなかったのではないか。それを短時間で行おうとしても問題が大きすぎる。
12318	地方庁	その他(社会保険事務所)			私が入庁した時は、すでに記録問題が明るみに出ていました。	特別便の処理に力を尽くしました。
12319	地方庁	その他(社会保険事務所)	過去に、事業所名簿を紛失した等を聞いた事があります。また、手書きの時代には、氏名、生年月日の間違いも多く、パンチ入力時代には違う会社の被保険者を登録してしまい、それを会社がきづかないなどを聞いた記憶がありました。	現存する国民一人一人に何年かかっても照会による解決を図るしかないと考えます。	オンライン化が完成してから先輩から昔話として聞きました。事実とすればかなり問題ではないかと考えた。平成2年頃だったと思います。	被保険者の来訪があったとき、徹底的に本人確認をすることです。当時、局に報告すべきではと考えます。
12320	地方庁	その他(社会保険事務所)				
12321	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	最終的には、個人宅に訪問して、本人に確認をするほかないと思います。 死亡者についても、同様家族に確認をとる。	年金制度の基本を、もっと国民に意識してもらえるような周知が必要である。 生活の糧である大切な年金額に影響及ぼしたことは、大きな問題と認識し、またこのようなことは、記録問題が発生してから知りました。	年金請求者においては、念入りに記録調査をしてから受付をしています。 本人宛の通知につきましては、少し集中しすぎました国民を混乱させてしまったように思われます。 もう少し時間をかけてすべて準備が整ってからでしたら、同じ方に何度も案内を出さずにすんだ
12322	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	紙ベースで保管されている加入記録を電子化 電子化した加入記録を効率的に検索・突合できるシステムの構築 記録の調査、補正、被保険者への回答作業を行う人員の増員	6年ほど前に、厚生年金の加入記録の調査、補正業務の補助をした際に、不備のある記録が散見されたが、全体のごく一部であろうと考えていた。	<対応> 調査・補正依頼により判明した不備記録をそのつど補正していた。 <反省点> 機械化時に、正しく記録の移行を行わなかったこと。 申請主義に拘泥し、能動的に不備記録の補正を行わなかったこと。 →機械化作業が終了した時点で不備記録があることを公開し、積極的に補正作業を進めるべきであった。
12323	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に無いです	長妻大臣が大臣になるまえに主張されていたように金と人を注ぎ込んで、集中的にやればよいのではないですか。	当初、そのような問題があることは認識していませんでした。マスコミの報道と共に庁からの情報などの提供が始まったころに知りました	厚生年金の払い出し簿や原簿の(記号番号事業所名も含めた)内容がwmに反映されていれば、現場での窓口での対応は少しはスムーズであったかもしれません。しかし、その後の再裁定などの処理の流れを考えると処理を行う適切な人員の確保とシステムの確立がなければ、駄目
12324	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	特にありません	重大な問題	早期の対応
12325	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。	日々の業務になが されていたため、あまり意識はしていませんでした。 国会でとりあげられた時位だと思います。	お客様に理解していただくように、その時以上に親切・丁寧に接するようにしました。 やはり、日々の忙しさにより法令遵守の意識がかけていたとおもいます。
12326	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	紙台帳をもう一度見直すという作業は、膨大な時間がかかり、紙台帳を100パーセント信じていいのかという問題もあるかと思います。	社会保険庁の管理体制がずさんだったことは認めますが、まだ機械化する前の記録であり、間違いがあったことはやむ得ないことだと思います。 それと同時に被保険者の自己責任も問われるべきだと思います。厚生年金に加入していたこともわからず、被保険者証も紛失し、社会保険庁のせいのみにするのは納得できません。	相談者の調査に関しては、じっくり話を聞き、ウインドマシン上、紙台帳、関連会社、相談者が納得するまで調査しました。 過去の相談をされた方の話では、窓口での相談の際、「ない」の一言で片付けられたとのことで、当時の相談員の対応がもとで、社会保険庁のイメージが悪くなっていたこともあるかと思います。 窓口、電話応対する者の研修は今後重点課題だと思います。
12327	地方庁	その他(社会保険事務所)				
12328	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	特にありません	本人の申し出で把握するので問題はないと、思っていた。ただし徴用に関する記録は本人の認識もほとんどなく漏れは多いと感じていた。	本人の申し立てを待たずに記録を統合するのは、別人の記録を統合する可能性が高くなるのであとで問題が生じるのではと心配があります。現在のような記録確認の方法がもっと前からできていれば、問題がこれほど大きくはならなかったように思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12329	地方庁	社会保険事務所課長級以上	基礎年金番号への情報の一元化が不十分である。 ①現行では、氏名や住所の変更届けが提出されると、各制度ファイルが変更されるとともに基礎年金ファイル装変更されています。しかし、基礎年金ファイルから他の制度ファイルへの変更がされていません。職員はこの仕組みを理解しているところですが、お客様方への説明が難しいところです。 (例)会社を通じて氏名と住所の変更届けをしたが、国民年金は旧姓で実家の住所になっている。 ②厚生年金の資格取得してから、その前の期間の国民年金資格取得を届出すると、二重加入の状態になってしまうことが多い。 (例)次の事業所に就職してから、送られてきた勧奨状によって前の事業所との間の国民年金資	基礎年金ファイルと各制度ファイルの情報連絡が、充分連携されていないと聞がいます。届出が入力された一度だでなく、定期的に相互チエックが掛かると望ましいと思います。そのために、基礎年金番号についての幅広い周知・広報や届出についての法整備が必要と考えます。 しかし、今後「ねんきん定期便」の充実と継続をめざしていくにあたり、何らかの方策を講じなければ、年金制度への不信感を招くことになってしまいます。	社会保険制度が厚生年金保険法、国民年金法をはじめ多くの法律で成り立っている以上、ならびに法律施行にいたる歴史的経過がある以上、ある程度、情報管理の「タテワリ」はやむを得ないところです。 平成9年1月に基礎年金番号制度が発足する際、各制度間の連携の難しさを感じました。それから13年たった現在でも、各制度間の連携は、なかなか改善できていません。	年金問題の山場を越えて、「ねんきん定期便」も始まり、お客様一人ひとりに対するサービスが、ようやくスタートできたとおもいます。基礎年金番号が始まって13年、社会保険制度の基準となる「基礎年金番号制度」の充実と、「基礎年金番号」への情報の一元化が、年金の信頼回復に欠かせないものと考えます。 個人的には、お客様応対の時や書類審査の際に、手帳番号の統合を進め、他の制度の記録も注意して処理を進めることしかできませんが、確実に実行していきます。また、「年金問題」は決して過去の記録のことではなく、現在の記録を処理するにあたっても十分注意して処理しないと、「年金問題」を生じてしまう恐れがあるということを課員にも周知していき対と考えます。
12330	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じません。	一件一件地道に処理していくしかないと思います。 そのためには、事務処理に精通した人員の配置が必要であると考えます。	報道等により知るに至ったところです。 このように膨大な件数が存在するとは思ってもいませんでした。 当該被保険者、受給権者等には申し訳なく思っております。	お客様の申出を真摯に聞き、記録調査に対応しているところです。件数も多く、処理に時間を要することから腐心しています。 裁定請求書受付時等、職歴等の聞取りをさらに慎重に行う必要があると考えます。
12331	本庁	その他(本庁)		お申しでいただいている方々一人ひとりの記録について誠実に対応する。	年金記録問題は今日までの長い年月の中で蓄積された問題。60年以上の歴史があり、ここ数年で解決できる問題とは思えなかった。ただし、これを良い機会と考え、できる限りの対応をすることは良いことと考えている。 また、年金記録問題のクローズアップで問題意識を持った。	少しでも早く記録問題の解決に繋がるよう、「ねんきん特別便」等の対応に取り組んだ。 被保険者記録の調査・確認には、ある程度の知識や経験が必要だと思います。委託の大規模な人数で、短期間で問題が解決するものではないと思うので、もう少し時間をかけて「ねんきん特別便」等を送付し記録調査に当たるという対応でも良かったのではと思います。
12332	地方庁	その他(社会保険事務所)		できるところから、少しずつ。 無理な計画はたてない。	データ管理の重要性認識の欠如。 およびそのツケの蓄積。 新聞報道と同時期。	とりあえず窓口にでて待ち人数を減らす。 断片的な資料しかなく、対応しながら自力で知識を増やすしかなかった。 当時の状況を知っている人間がいない。または辞めていってしまった。 対応がマンパワー頼みなのに、それに対するフォローがない。
12333	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	特にありません	いろいろ報道された頃知りました。	自分のできる範囲で出来る限り解決にむけて対応をしようとおもいました。
12334	地方庁	その他(社会保険事務局)		職員の専任体制により、さらに強化し解決する。	本人の申出がないからであり、行政側の問題という認識は弱かった。本人の確認をどういう方法で取っていくのかを危惧していた。	認識を改め、早期解決に努力した。職員の認識に温度差があった。
12335	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	人の増員と教育	とにかく膨大な量の問題 時期:1年前	今できることを正確に処理する。
12336	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じません。	現行の取組案を推進しつつ、適切な時期における本人への注意喚起を続けることだと考える。	通常、年金記録の統合(調査)に聞しては、年金裁定時までに実施するものとの認識。 大きく報道で取りあつかわれた国民年金の記録(消えた年金)問題等について マスコミの報道によって認識に至る。	社会保険庁のみならず、事業主、被用者や自営業等が年金記録を適宜、確認できる仕組みが必要であったと考える。
12337	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知りません	誠意をもって対応する。	質問の趣旨がよくわかりません。 いつ時点の、どこに在籍していた時のことを答えればいいのでしようか。 その点を踏まえて回答します。 非突合ファイルが存在して、基礎年金導入の時に問題になったのは 聞いていました。裁定請求の時にひとりひとり確認するものと思って いました。	特に対応はしませんでした。 反省点は、 ①年金の再提示に空白の被保険者期間がある人を調査することもなく 裁定してしまったこと、 ②20歳をはるかに超えた人にも新番を払い出していたこと、 ③社会保険労務士や会社からの届出内容をを鵜呑みにしたこと、 ④基礎年金番号を導入したときにきちんと対処を考えるべきであったこと、 ⑤財政上の理由で、必要な作業やシステム開発ができなかったこと、 ⑥問題が発覚したときに、もっと冷静に対処すべきであったこと、 が考えられます。
12338	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	記録解明の作業を着実に進め、早い時期にすべての記録について確認を行う。	2007年の中ごろ、国会で社会保険庁改革関連法案の審議中に社会保険庁のオンライン化したデータにミスや不備の多いことが明らかになり、国会やマスコミにおいて年金記録のずさんな管理が指摘されたことは、非常に残念に思う。 当時私は、民間企業に勤務しており社会保険庁には在籍していなかったが、年金を支払う基礎となるデータがしっかり管理できていないことに驚いた。	
12339	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知りません。	遠回りの様でも地道に着実に進めていくことが信頼回復の道だと思っています。	新聞等で報道された時です。	もっと以前から年金記録に聞して、注意を払いチェック機能があればと思いました。
12340	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録と言うより「年金」そのものが職場の中で低く見られていました。 基礎年金になる前ぐらいまでは、庶務会計・徴収課が花形で年金の係りは、女性それも年齢が上になった者が配属されていました。そのため、職場のトップに立つ管理職は年金の係りにたずさわることはなかったです。 労働組合がそして年金の仕事をしていた女性達がいくら年金は大切な仕事だと訴えても邪気にされていました。	カセットになっている記録のオープンを急いでいただきたくお願いいたします。 現在適用事業所の被保険者で未だ回答をされていない者は連絡すれば比較的早く回答をもらえます。(新規適用事業所の届けがあった被保険者について説明文を送り私あてに回答をしてもらっていますが、現在40～50名程の解決ができているところです)	カセットにて移行した時です。当時の厚生大臣が処分せよと言われた時は耳を疑いました。原票からマイクロカセットに移行した際、原票は倉庫を借りて保管するものだと皆思っていましたし、労働組合もそのように申し出していたと思います。	原票処分は命令なので労働組合が言っても無理だと思いましたので、対応するすべはありませんでした。 現時点において「年金」ということに世間が少し聞心が出てきましたが、まだまだまるでわかっていない者も多いと思うのでテレビ等でアピールはできなかったのかと思いました。(現在、適用調査課の窓口受付の廃により、来年社会保険庁がなくなり日本年金機構になること伝えていますが、ほとんどの者はわかっていらっしゃらなく「えっ、そうなんですか」と言われています)
12341	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	紙台帳のデジタル化	25年前に社会保険の職員になったときからいつかはこういう問題がおこるだろうとかんじていた。	国民の年金記録の保全について認識がかけていた
12342	地方庁	社会保険事務所課長級以上	厚生年金脱退手当金の支給年月日が、次の厚生年金資格記録の期間内であった場合、脱退手当金支給記録が取り消され、通常の資格記録にもどってしまうのは、不平等に感じます。 記録問題とは、やや違うかもしれませんが、国民年金第三号被保険者が、健康保険組合の被扶養者である場合、扶養削除になつた時、本人より申し出がなく、健康保険組合からの情報提供もなく、本来、1号被保険者になるべきひとが、3号被保険者のままで記録されているような状況が存在していると思います。	わかりません。	就職してまもなく、厚生年金期間調査をしている過程で、なぜ、、マイクロフイルムの原票の氏名索引が、ないのだろう、と疑問をもちました。調査申し出されている人以外に、たまたま、別人の統合されていない記録の存在に気づいても、持ち主をみつけて、教えてあげることなど、自分ひとりでは、無理だとおもいました。	期間調査については、個人的に、時間外労働で、なるたけ、あらゆる可能性を考えて、調査をするしかありませんでした。
12343	地方庁	その他(社会保険事務所)	頭数ではなく、調査に必要な知識を持っている人手が足りない。	臨時のアルバイトの方ではなく対応する職員を増やさなければ難しいと思う。	「宙に浮いた年金」は確かにかけたご本人の年金受給に結びつかない大きな課題ではあると思うが、本人の年金と判断がつけられない記録が多数あるのが現実。努力で解決できる問題ではない。実際に年金記録の調査に携わった平成21年4月頃からそう認識するようになりました。	(8)の問題に聞しては、まず年金記録の調査に携わり次第に認識するようになった。調査に必要な知識、技術、時間を考えれば決められた期限までに全ての申し出に対する正しい回答を出すのは極めて困難であるの実感していました。ただし、諦めるのはいつでも出来るので自分の出来る限りの調査を誠意を持って対応させていただきました。
12344	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし		年金は、お客様(被保険者)にとっては、老後の生活のためには欠かせない重要なものであり、その年金額の計算の基礎となる被保険者記録がに不備があることは、老後の生活設計を揺るがす重大な問題と認識しています。	制度毎に年金番号で管理していたものを、基礎年金番号を導入して、一元的に管理することとなりましたが、その際、過去の記録を完全に整備出来なかったことが更に問題を大きくしたと考えています。
12345	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	特になし	丁寧に仕事をしてこなかった結果だと思っています。 2、3年前に新聞報道等で知りました。	丁寧に確認をしながら仕事を進めていくように心がけています。 お客様にとって何がいい事かを考えながら仕事を進めることが大切だと思います。
12346	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	問題の解決の意識を失わず努力することが必要かと思います。	採用された19年11月には年金記録問題の最中でした。	
12347	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	現在第三者委員会で行われているように、国民年金に聞しては親族や同居者の納付状況から、厚生年金に聞しては同じ会社の同僚の状況や報酬改定の不自然さで客観y的に判断するしかない。但し、本人の錯覚、誤解、報道等に誘発された思い込みによるところもかなりあり、本人の申立を原則正しいと考えることについては疑問があり、冷静で客観的なデータ分析的な判断によるべきと考える。	国民年金については、直接仕事に聞与していないので、今回の報道で初めて知った。区と国と二重に記録管理をしていると思っていたので記録がなくなるとは考えたこともなかったし、誤りがあったとしても補正可能と考えていた。それが不能となった一番の原因は、国に一元化されたときに庁の現場に立ったこともない人聞が地方に対して発した、保有記録の廃棄可の指示にあると考える。厚生年金の不正脱退については、可能性は感じていたが、倒度と脱退の二者択一の状況に追い込まれている会社が従業員の合意の下で行うのではないかと考えていた。健康保険の一体性から考えても本人の同意なく行われることは考えにくいし、報酬の不正改ざんと共にもしそんなことが行われていたなら詐欺的行為であり刑事事件的な問題と考える。厚生年金記録の管理については、旧台帳が氏名等も整備されないまま放置されていたことは今回初めて知ったし、事務所から引き上げた名簿も順次整備の上機械収録されていくものと思っており、未整備のままだったことはずさんな管理と称されても仕方ないと考える。年金裁定を庁で行っていた当初裁定は正しくされているのに記録は未統合のままといったものがかなりあり、このいい加減さが今回のような事態をもたらしたと考える。但し、被保険者証や領収書もないまま納付を主張したり、給付を受けようとすること自体が信じられないことで、これを認めてよいとは考えない。	特になし。
12348	地方庁	その他(社会保険事務所)				
12349	地方庁	その他(本庁)	特になし。	じっくりと腰を据えて、長期戦で積重していく以外にないのではないかと思います。	年金記録問題に聞しては、やけに統合されていない手番が多いなあとは17年10月の入庁時より思っていました。 「問題」として、存在を認識したのは、マスコミで騒がれるようになってからです。	手番がある場合は、本人に記録を確認の上、積極的に統合作業に努めてきたつもりです。 転職・引越しを何度もしている人に対して、安易に手番を発行しすぎたのが、何よりの問題だと思います。 あと欧米各国に比べ、はるかに社会保険番号の導入が遅かったことも。
12350	地方庁	その他(社会保険事務所)	特別便に聞し、度重なる人員減等により回答の精度が低くなりつつある、と聞いています。	古今東西、老若男女問わず業務に精通した職員に、この問題を責任もって解決に当たらせるのが現時点のベターな方策かと思われます。	国民の年金権を脅かす問題と認識します。	数年前より問題を認識していますが、今後も、機構職員の一員として、一人ひとり時間をかけて面談する等、時間の許す限り対応していきたいと考えています。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12351	地方庁	その他(社会保険事務局)	知らない	期間を要するが、計画的に全件照合をなし、年記録もれの解消を計るのが被保険者等に対する職員の責務とおもわれる。	年金制度の事業運営が、長期間の適正な記録管理を必要とすることから、過去の経過や理由がどのようなものであれ、あってはならない問題と認識している。 具体的に知ったのは、新聞報道等によるものであったが、平成15年4月に年金相談コーナーの窓口対応時に、相談者が申し出ている厚生年金被保険者期間がどうしても見つからない場合が、ごく稀にあり、今思えば、年金記録もれに該当していたのかと想像できることから、基礎年金番号導入時はもとより、それより以前より、同問題は潜在していたものと思われる。	年金相談の対応時に、相談者の職歴とオンライン情報の厚生年金被保険者期間等の照合確認において、マニュアルに示された索引照会などは、必ず履行し、また、、相談者が忘れていると推察できる厚生年金被保険者期間等については、個人情報保護法の範囲内で、相談者にヒントを与えその期間を思い出させ、職歴一致等の確認をした。 反省点は、基礎年金番号導入時に、厚年記号番号の統合もれは予見できた筈なのに、その対応が十分でなかったこと。また、集中的に記録管理がなされるべき業務センターにて年金記録の保存管理が十分でなかったこと、また、同所においての年金記録等の入力処理等が適確に遂行されていなかったこと などが、挙げられる。
12352	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	抜本的な解決策は思い当たりません。	基礎年金番号が導入された時は年金を受け取るまでに統合されれば良いという社会保険庁の方針だったはずです。 10年ほど前に期間照会を担当した時に昔の記録を見ていい加減だったのだと思いました。	入庁するまでこんなことになったとは知りませんでした。 取得届を受け取る際には出来るだけ新規に基礎年金番号を払い出されないようにした。 昔は社会的に関心を低く会社も事務所もいい加減だったと感じます。
12353	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	年金の記録について詳しい職員の増員	年金記録の問題は会社が社会保険事務所に提出をしていないか、本人が手続きを忘れていたものと認識をしていた。年金記録の問題が発生して社会保険庁が紙台帳からコンピューターによる記録管理に変更になったときのもれも出てきていたので改めて認識をした。	ご本人の申請に対しては期間照会の申出書を提出させ、記録の確認を行うように相談をしている。
12354	本庁	その他(本庁)	ここ数年帰宅が深夜になることが多かったのでテレビの報道ニュースすらろくに見る暇がなかったので、お客の電話での問い合わせで初めて知ることが多かったくらいですのでそれ以上のことなど知りえませんでした。	解決する時が遅すぎた。人間で例えれば末期のがんでどうにも手のつけようがない状態ではないでしょうか。このようなことが起こらないためには。定期的な検診、早期発見早期治療よりほかに手はないとい思います。まずは予防から。	5年ほど前までは100年安心の年金といっていた(法改正があったとき、大臣は坂口さんだったと思います)私もそれを信じていた。 記録問題とは多少離れるが、年金に関する不安な問い合わせに対しては、 国がなくならない限り大丈夫と答えていた。ところがいろいろな問題がでてきて 公務員がしなくてよいことになってしまった。私は多くの問い合わせにうそをついてしまったことになる、もっと早くから問題化されていたならば違う答え方もあったのではないかと思っている。問い合わせされた方々に対し申し訳ない気持ちであります。かえって怒らせることになってはしないかとも思っています。問題が存在することをしったのは世間で報道され始めたころであると思いますが、いつごろか思い出せません。ここ数年でしょうか。	年金の財政状況等も含めて末端ではわからない情報を知っていないと大変なことになると思いました。その点知ろうともしなかった、勉強しようとしなかった自分を反省しております。
12355	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	なし	なし	なし
12356	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にございません	上記同様特にございません	私は平成17年採用のため入所したときからすでにコンプライアンスの問題、国民年金の未納率の高さなどがすでにメディアにとりあげられておりました。私は適用課に配属されたのですが、経重複者の多さにまず驚きました。会社から年金番号を書かずに届出をしてくる件数が大変多いことに驚きました。また、年金番号が書いてあっても、それは古い手帳の番号であり、基礎年金番号はほかにあることも多々ありました。電話や通知にて1件1件確かめて、正しい番号に記録を登録するようにしていました。しかし、この作業は相手との連絡がとりづらく、かなり手間のかかるもので、年金番号の特定と記録の登録の大変さを知りました。コンピューター上でわかる平成以降の記録でも大変であるのに、さらに前のものはより困難で、紙を1枚1枚めくって調べる作業などもしていました。当時は仕事にも不慣れで目の前のものをなんとか処理することに忙殺され、より大きなマクロ的な視点での年金問題という意識は少なかったですが、ミクロ的な部分では入所当時から問題に取り組んでいたと、今からすれば、思います。 実際には19年度に入ってから、名寄せ作業を開始したときに、マクロ的な視点での年金問題の存在を知りました。大変大きな問題であり、なんとか、すべての記録を本人の記録に結びつけなければいけない問題であると同時に、また、本人の生きた歴史の記録でもあるので、非常にデリケートな問題であり、慎重にあたらなければならない、と考えておりました。	窓口や電話、手紙などの相談において、まず相手の話をよく聞くことと、お持ちになった資料を一緒に読みこんで、記録を被保険者の方と一緒に探すようにしていました。過去の記録について、本人の記憶が手がかりになるのですが、話し始めたときはあいまいなこともおおく、話しながら、記憶をはっきりさせることで、記録に結びつく記憶を思い出していただき、また、こちらからも、情報の提供をすることで、被保険者の記憶を喚起するよう心がけて対応していました。 年金に対する意識の低さと、管理の不十分さがすべての問題であると思います。定期便のようなシステムがなかったことで、被保険者から、社会保険があまり省みられることがなかったことによって、毎年管理体制を監査されているという意識がつくられず、管理が不十分になったことは問題だったと思います。 また、会社からの届出の不十分さや、国民年金の市区町村への申請の漏れの多さは意識の低さと広報の問題であったと思います。
12357	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	これまで判明している不備記録等が、被保険者お一人ごとの記録誤りの積み重ねを解消することの不足により大きな問題に至ったと思われますので、地道な記録補正作業の積み重ねにつきると思います。 その場しのぎの補正で、新たな不備記録を生むことがないようにするのは神経を使う作業ですが・・・。	オンライン化前の記録は手作業による管理なので、当然全権正しい記録が管理されているとは思っているわけではありませんでしたが、それでも事務所には記録補正担当部署もあり、年金裁定時には確実な記録確認も行なわれるので、随時記録補正が行なわれて整備されていると考えていたため、報道されるまで、判明しているような大昼の不備記録があるとの認識は持っていなかったです。 年金記録問題とは、日々の業務の中で、記録補正処理は、とても手間と時間の係るものであるため、積極的には行なっていなかったと思います。 誤りを見つけても、今補正しなくても対象の被保険者が年金裁定時に記録整備すればよい、と	年金記録問題が大きく報道されるようになった時点では、地方庁からの記録補正入力方法の照会対応を行なう現在の部署におりました。 照会時に特に気を配ったところは、単に入力できない、という個別事象のみに対応するのではなく、そもそもその被保険者記録のあるべき記録状況はどのようなもので、その状態へ記録を補正していくための事務所の調査確認内容に不足がないか、また実施中の一連の処理手順について問題がないか、等照会周辺運用についてもあわせて検証したうえで、回答する、といった対応により極力補正誤りが発生しないように努めました。 反省点としては、その日にはじめることができる補正を先送りにしたことによると思っています。
12358	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	システムで管理している年金記録と紙台帳との突合確認、被保険者等からの申立等により、信頼できる年金記録を作り上げるほか方法がありません。	組織としてマニュアル(職員が作成した引継書等、公文で発出している以外のものを含む。)重視主義(＝根拠法令の認識の欠如)であるため、誤ったマニュアルであっても何の疑いもなく当該マニュアルによって事務処理を行ってしまうことによるものと認識しています。	現在の所属が経理課であり、年金記録問題と直接関係のない部署にいるため、年金記録問題への直接的な対応は行っていませんが、会計関係の事故防止を観点としてマニュアルを整備しました。
12359	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	本人に確認する。	年金制度運用上の問題としては、人員不足のため確認作業に不徹底があった。 問題があると知ったのは、かなり前だと思う。	とにかく人員不足。
12360	本庁	その他(本庁)	厚生年金の記録の期間照会を探す人のスキルによって見つかる場合と、見つからない場合がある。	スキルのある人から学ぶ 一人で調べたらそれで決済なので、もう一人別の目で調べる もう少し時間的猶予をもらう	大変な問題だと認識していた。 最近	一件一件、間違えのないように対応した。 過去の制度の問題と(法律の移行期間、システム問題)とヒューマンエラーの違いの点 手続きの広報が広まっていない点 現在の再裁定支援も1課2課3課によって54－25の取り扱いについて違っている点。 同じ業務センターですら違うものを全国組織の末端まで同一にする困難な点
12361	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らないです。	過去台帳の整備の徹底	目黒にて電話を受け付けを開始をしたと報道で知ったときです。被保険者受給者に対して大変な不安を与え、年金制度に対する信頼を損なったと認識しました。	被保険者受給者の不安に対して納得がいくまでの説明をするように心がけた。 過去の記録について統合の必要性が周知されていなかったことだと思います。
12362	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません		年金請求時に手番を統合すればよいと思っていた。 みんなもそのように思っていたと思う。	特に何もしていません。 WMに登録されていない番号があるとは、知らなかった。そういうことを早く 知らせてくれればよかったと思う。
12363	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。			
12364	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	判明していない手番について特定していく作業を進める。	年金請求時に処理が集中してしまう傾向があったと思います。	種別変更時等の機会を捉えて記録管理ができるようにアプローチを行う。
12365	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	過去の記録を全て見直すのは当時の届出が残っていないため不可能なので、照会に基づいて確認できる範囲で調査をする今の方式以外は何もできないと思います。	本人と結びつかない年金記録があるという問題については、採用されてすぐに知りましたが、登録されている内容の誤りや記録が機械に登録されていないものがあることは知りませんでしたので、単純に厚生年金記録の管理をするにあたり本人住所や氏名フリガナを管理することとしていなかった制度上の問題だと認識していました。	特に対応する点があるとは認識していませんでした。
12366	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	過去の問題に関しては1つ1つを丁寧に調査し解決していき、更に、今後新たな問題が起こらないよう制度周知を徹底するとともに、職員1人1人が1つ1つの業務を正確に行い、全面解決するよう努めるしかないと思います。	正直なところ、長期に渡り職場にこのような問題が内在していたとは知りませんでした。世間で様々な報道等がされて初めて知りました。	今回の様々な問題の原因を踏まえ、今後新たな問題が発生しないよう現所属における日々の業務を正確に行っていくことが大切だと思っています。
12367	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	長年積み重なってきた問題が、一気に噴出した結果、国民の信頼を失ってしまった現実を受け止めた上で、どのようにすれば、この問題を解決することができるかを考えた時に、やはり、最後は、大多数の国民がこの問題は解決したと感じ、その結果、国民の年金事業に対する信頼を取り戻すことができた段階に達しときであると思います。では、具体的に、どのようにすれば良いのかということになりますが、未統合記録の確認作業、紙台帳記録とオンライン記録との照合作業、標準報酬不適正遡及処理の調査作業から、記録の訂正、再裁定までと一連の作業を経て、初めて正しい年金記録へと回復することを考えた時に、非常に複雑で年金制度の実務に関する知識が豊富な職員を最大限活用することが必要だと思います。そして、地道に取り組んでいくほかは道はないと思います。最近、取り組み状況の数値などを定期的に公表をするようになりましたが、これは良い試みだと思います。こうすることによって、どのように、記録問題に取り組んでいるのかを国民に説明し、一人でも多くの年金記録を正しいものにして、迅速に正しい年金額のお支払いをしていくことが、最後には結果として国民の信頼を取り戻すことにもつながってくるも	私は、基礎年期番号制度が導入された後の平成12年4月に社会保険庁へ入庁し、基礎年金番号の記録とそれ以前の手帳記号番号の記録を複数持っている方がいるということは、平成15年7月に社会保険事務所に出向し、実際に現場で手番の統合処理をしたときに、そのような事実があることを知りました。手番統合については、最終的には、年金の裁定請求時に確認をすることになっているから、それほど問題はないという話を聞いたこともありました。しかしながら、未統合記録のみならず、オンライン記録そのものに誤りがあったりと年金記録問題として、非常に深刻な事態になっていることを知ったのは、国会で取り上げられ、政治問題化した時点でした。	(8)の回答のとおり、年金記録問題として認識したのが、政治問題化した時点であり、その時は、地方から本庁へ戻っていました。社会保険庁全体の問題として、電話対応に派遣された際に、お客様に対して真摯に説明対応をするしかありませんでしたが、一職員としてできることはそれぐらいでした。この問題については、やはり、最後は、年金の裁定請求があったときに正しくすればいいといういわゆる裁定時主義という意識があり、しっかりと国民一人一人の記録を管理していくという本来当たり前のことがされず、組織全体として問題が深刻に考えられてこなかったというのが、一番の反省点として挙げられると考えます。
12368	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	特になし	社保庁が、おおむね40年前の被保険者記録をほぼっておいたのが原因とおもいます。 平成19年6月頃にしる。	特別便7割の届け出に全力でとりくんでいます。埼玉県内の事務所に長年勤務し、事業所又市民の要請等に対し満足のいく対応できたたものと考えています。
12369	地方庁	その他(社会保険事務所)	○保険料を納付した旨の本人の申し立てが有るにもかかわらず、保険料の納付記録が台帳等に記録されていないケースがある事。	まだ、経験が浅いため詳しい事例等を、存じませんが正確な事務処理・報告連絡相談の徹底を図り、尚且つ責任の所在をハッキリすべきと考えます。	今年の9月に非常勤として勤め出しましたので、それまでは報道されている問題のみ認識しておりました。上記につきましては、9月以降現職の職員に聞かされました。	繁忙の中、記録等適切な対応をする前に、忘れてしまったケースが殆ど推測いたします。応対については、大小問題を含んだ多彩なケースが有ると思いますが、相談事項も含め必ずメモ等記録に残し対応すべきと考えます。
12370	地方庁	社会保険事務所課長級以上				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12371	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	年金問題は複雑すぎて、解決するまでどのくらいの月日がかかるのかわからないため、国として一定の結論を出さなければ終わらないと思います。	昔の名簿の記録がWMに入っていないものが多くあったが、ご本人からの照会や年金請求時に職歴を確認し、記録を整備しているとおもっていた。社会保険庁の倉庫に多くの名簿が保管されているとは、知らなかった。 知ることになったのは、年金問題が国会で取り上げられてからです。	年金請求時には、氏名索引を必ずして、会社名は言えないが年代や場所等で本人に確認をしていたが、現場でも知らない名簿が庁に多くあったことで、本人からの聞き取りをWMで出なくても調査するようにした。 多くの国民が年金に関心が薄く、年金の番号や自分が年金に加入していることすら(入っていないことすら)知らない人が多く、もっともっと広報をする必要があったと思うし、基礎年金番号化する際に特別便のように会社の協力を踏まえ本人確認すればよかったと思う。
12372	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	ひとつ、ひとつ申し出に対して適切に確認していくことが重要かと思います。	統合帳での管理からコンピューターでの管理へ移行する時に、もっと手をかけてすればよかったのではないかと思っていました。(容量の問題もあるかと思いますが、紙台帳の記録を全て移行させるなど) 年金は申請主義というのも問題につながるものかと思います。 名寄せ作業を行った後これほどもれているものかと驚きでした。 10年くらい前に記録照会作業にたずさわっていた時に感じてはいましたが、現在ほど照会件数	記録管理を万全にすることはもちろん、お客さま自身も自己の記録を管理していただく手段(年金通帳など)をもっていただいたり年金相談の窓口を広げたりすることができればいいかと思います。 問題点は管理が徹底されていなかったことに尽きるかと思います。年金を裁定する際に記録が整っていればよいとかいうことでなくその被保険者の記録であれば常に整備されているものと考えなければいけないと思います。
12373	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道されていること以外知りません	できる限りの人員をかけて、短時間で解決すべきだと思う。	年金請求時に未統合記録はすべて統合処理を行うものと思っていました。 記録問題を知ったのは、3～4年前報道によって知りました。	窓口や電話で未統合記録を見つけたとき、早急にご本人様の記録に結びつくよう、対応しようとしていました。 あとで(年金請求時に)整理すればよいと、いう考え方がよくなかったと思う。 報道であげられる前に、組織として、記録問題に取り組むべきだったと思う。
12374	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。		マスコミで盛んに報道されるようになった2、3年前頃と思います。 ここまで大事になるとは思いませんでした。	マスコミ対策がよくなかったのでは。 私事ですがいろいろあって疲れたので12月末で退職しますのでこのくらいでご了承下さい。
12375	地方庁	その他(社会保険事務所)		どんなにアルバイトを入れても素人が入るならそれはマイナス、年金の生き字引のような方たちがどんどんやめていく中、まず自分も含めて知識のレベルが低いため書類がさばけない。業務センター、裁定センターと事務センター化する中、お客様とのやりとりは事務所でと書類を返戻返戻。事務所にいる人数でどれだけ対応できるのか。どれだけ事務所まかせにすればいいのか。ここがこの年金記録問題の後始末が滞っている理由ではないでしょうか。来年からは役所ではないのですから、相談時間を銀行化し、窓口を閉めた後の内部処理を滞りなく徹底で出来るようにする。事務センターとの連携が悪いのでそこの改善を考えていく。一度に大量の発送物を送らず小出しにすることで窓口に人が殺到しないよう考慮するなど。このままだとみんな辞めちゃいま	年金記録問題が公になる前に、期間調査をして別手番が判明した期間調査対象者以外の記録をそのままにしておいてよいものか考えたことがありました。その頃は、調査申し出があったものの記録以外はいじるなとのことで、今から思えばそれをそのままにしておかなければ、名寄せの処理をもう少し減らせたかもしれません。	記録はいじるなということでやっていましたのでもちろん、そのままにしておきました。自分においての反省というより省庁として反省するしかないのではないですか。
12376	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	思い当たることはない	記録整備の支援にいって、気付いたことですが、マイクロフィルムで管理しているものが大分古く、見づらい、新たな保存・管理方法を早急に実施する必要がある。また、生年月日、記号・番号順に並んでいないものが見受けられた。あれでは、見つけ出せない場合があるので、生年月日、記号・番号、苗字、氏名等、あらゆる方向から自動検索できる機能の開発が必要である。システム的なものの早期の対応と、後は人海戦術でコツコツやるしかないと思います。 なぜ、全ての記録をコンピュータ管理しなかったのか、今となって悔やまれる。		
12377	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知っていることはありません。		保険料を納めた方が特定できない年金記録が、このように多数存在するとは知りませんでした。件数等の具体的問題を知ったのは、2～3年前の新聞報道です。	早急に記録の整備を行うと共に、誰の記録か確認する必要があると思いました。なお、当時は、社会保険事務所に勤務しており、年金問題の対応にかかわる立場にありませんでした。 反省点は、照会文書をもって国民の皆様に被保険者記録を送付し、回答を求めたことは良いことと思いますが、誰にどのような記録内容を送ったか不明であった為、記録の相違を申し出た方の、回答の意図が分かりづらかったことがあげられます。 また、相談者や対応者の状況を考え、電話相談や社会保険事務所の窓口相談の混雑をさけるため、年金番号の末尾の偶数・奇数の違いによる相談曜日の設定、誕生月による相談週等の設定等を行い、広く国民にたいしてお願いするなど、工夫する必要があったと思います。
12378	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	国民の皆様にも積極的に現在までの記録を提示していただきこちらもその記録を全力をあげて調査するという協力して早期解決出来るような姿勢をとればよいと考えます。今でもねんきん特別便やねんきん定期便でやっていることですがこれからはより一層国民の皆様の参加が重要かと考えます。また記録は早ければ早いほど見つかりやすいので受給する年齢になってからではなく現在納付している世代の方にも関心を持っていただけたらと感じています。このような点を出来たらメディアで報道していただき認識を高める事も必要だと考えます。	在籍以前に既に年金記録問題がメディアで報道されていたので知ったのはその時です。年金記録問題は研修や相談員時代の経験などから国民の皆様の信頼を取り戻すには重要だと認識していました。	お電話で対応させていただくに当たり聞違いやそれがあったからこそ問い合わせがある訳なのでお客様の精神状態を考えいつも以上に丁寧に接しました。問題点は年金記録がこれだけ問題になっているにも関わらずそのことに対しての専門的な人員の割り当てがあまりされていない点にあると率直に感じているところです。
12379	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	なし。	埼玉においては、年金特別便等の処理について、期間確認センターを設置し集中的に処理を行っており、また、事務局に毎週進捗管理会議を開催し、進捗管理を行っている。 今後も継続し実施予定。	5，000万件等の問題について公表された際、社会保険業務センター記録提供課在席時に知った。記録については、特に旧台帳の記録の管理が、手管理等で記載誤りや消失等で全ての記録が収録されていないなどの問題があるが、1件1件オンライン記録と確認し、解決していく必要が	上記のとおり。
12380	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ない		質問の意味がよく理解できない。記録の管理方法が紙からコンピュータに変わってきた過程の中で起きてしまった事であり、全て末端の現場の職員の責任とされていることに憤りを感じる。オンライン化した時とか、基礎年金番号制を導入した時にやりようがあったはず。	
12381	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	皆で協力して取り組むしかないと思う。	皆で取り組まなければならない問題であり、できるだけ早く、かつ正確に年金支給に結び付けねばならないと考えていた。 この問題が存在することを知ったのは、いわゆる年金記録問題が知られるようになってから。	周囲と話し合い、できるかぎり効率よく、早く、正確に年金支給に結びつけるべく、取り組んできた。 現時点における反省点としては、年金受給申請よりも前に記録の確認ができるのであれば、その都度、記録整備していれば良かったのではないかと思う。
12382	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	一般的には被保険者記録の脱漏等が問題とされているが、適用事業所記録についても問題がある。(事業所整理記号の二重払出)	新規適用時のチェックの徹底。	もともとは申請主義をよしとしていたので、とくに思ってはいなかったが、平成16年に被保険者記録業務を担当し、正しくない記録の多さに問題と感じた。	被保険者記録整備を担当していたころは、できるだけ正しい記録に整備できるよう対応していた。 社保庁ばかり悪く言われているが、本人の意識の少なさも問題と思う。当時はコンピューターもなく紙で管理しているのだから限界がある。少なくとも転職した際に自分の手帳番号を届け出ていれば、新規に手帳番号を払い出す必要もなくこういった問題は少なくなっていたと思う。
12383	本庁	その他(本庁)	特になし	問題解決に要する人員の絶対数が不足していると思います。 人員確保が必要。	マスコミの報道で知ることがほとんどでした。 早急に解決しなければいけない問題だと思います。	職務に誠実に勤めてきました。 問題が取りざたされてから、対応まで、どうしても時間が多くかかってしまっているので、集中的に迅速に対応する必要があると思います。
12384	本庁	その他(本庁)	特に把握していません	スキル、知識のある職員で地道に行っていくべきだと思います。 急ぐあまり、人を増やすだけでは新たなミス、問題が生じると思います。	平成18～19年にかけ社会保険事務所の窓口でお客さんから加入記録がもれているという申立てを受けることが何件かあり、認識しました。 その当時は、申立てをされた方が稀なケースであり、全国的に膨大な数がある とは思ってもいませんでした。	被保険者、受給者の方には非常に迷惑をかけているので、丁寧にご説明しました。
12385	地方庁	その他(社会保険事務所)		お客様のお申し立ての詳しい聞き取りをし、迅速に間違いない回答がお出しできるように努める。	あってはならないことであると認識した。平成19年	当時たくさんの方のお問い合わせが集中し、電話がつながらずご迷惑をおかけしていたので、わかりやすく迅速な対応を心がけた。 基礎年金番号発行時の確認作業の徹底が必要だったのではないかと思う。また、年金請求時の記録の確認をお客様の立場になってすべきだったのではないかと思う。 今回の問題で、お客様側でも確認をして頂く必要があること、お預かりする私達が今以上に確認作業を徹底しお客様の年金を管理させて頂くことを肝に銘じなければならないと思う。
12386	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	世間一般がすべからく承知し理解しているかはわかりませんが、記録問題についてはなんらかの形で公表されているものと認識しています。	対策を行う場合の事前検討に時間をかけ、周到に準備をしてから実施することが必要です。 一言では言い切れませんが、これまでの対策は、「選挙対策」の一部という側面があったと思います。政治の都合で対策の順序が決められ、期限を決められて、中途半端な対策になってしまったものもあると認識しています。	いわゆる「宙に浮いた年金」について認識したのは平成18年～19年頃です。その当時は、「宙に浮いた」といっても、手帳記号番号は付番されており、基礎年金番号に集約されていないだけのことなので、年金請求時に確認を行いさえすればすむだけことであるから、さほど重大な問題であるという認識はありませんでした。	幹部からの指示を受けて業務を行うのに精いっぱいでした。 反省点としては、(7)で申し上げたとおりです。
12387	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	じっくり確実にやるしかないと思うが、全件というのは不可能だと思う。不可能な事は言わない方がいいと思う。	平成9年に基礎年金番号が導入された時に、番号通知と合わせて基礎年金番号以外の番号があれば返事を出すハガキがあったが、ほとんど回答が無いにもかかわらず、その後の対策があまりなかったり、昭和57年頃市町村から納付記録の確認ハガキが送られても、そのまま送らずに持っている人をよく見かけるが、結局その後の督促なりのてだてがなされないままになってい	上から言われる事をやっていただけでした。それが反省点です。
12388	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		ねんきん定期便等大臣が直接提出を求めても、応えてくれない現状であり、いつまでたっても解決しないことから、記録補正の期限を決めて取り組むべきだと思う。	期間照会の業務をやっていた時、古い記録で、入社するためにそもそも生年月日等を変えて入社している台帳を見た時。	平成9年の基礎年金番号導入時に大がかりな記録確認をしなかったことが悔やまれる。
12389	本庁	その他(本庁)	特になし。	現状で取り組んでいる通り、システムによる名寄せ作業を起点として受給者・被保険者に通知を発送し、本人による確認を促す方法を進めるべきと考える。	記録問題の発生原因の大部分は社会保険庁における事務処理にあり、そのために受給者に対して大きな不安感を与えたことは、例え自分が当時の事務を担当していたわけではないとしても、現職職員として責任を感じている。記録問題は国家プロジェクトとして挙げられているが、国民の不安を取り除くためにも、当然速やかに解決しなければならない問題だと考えている。 個人の年金記録に脱落が存在することを認識したのは、社会保険事務所にて年金給付業務を担当していた平成18年頃。	社会保険事務所にて年金記録の相談を受けた際は、記録問題の経緯を説明し、本人に記録を確認する際には本人の記憶を呼び覚ますように心掛けた。 記録問題の発生原因の一つには社会保険庁における本人情報の登録方法がずさんであったことが挙げられるため、この反省を生かし、届書を基に適正な事務処理を行い、二人以上の職員がそれをチェックすることでその適正さを担保することが重要と考える。
12390	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		複雑な制度をシンプルにすること。	特別便、定期便等でお金を使うよりも窓口で一人一人丁寧に確認作業をすべき問題だと思っています。 基礎番導入後の過去記録整理の頃から知っていましたし、年金相談の窓口を担当した職員なら本人の認識とずれがあることは前々からわかっていたことではないでしょうか。	記録の確認はご本人さまに納得していただけるよう入念にしてきました。申し出書で本人とやり取りするだけでは不十分だし、理解を得られないと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12391	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にございません。	全件の持ち主を探すのは、死亡者や所在不明者が多く存在することから非常に困難ではないかと思っています。年金特別便を全受給者、全被保険者に送ったことですし、現在は、市区町村の協力をいただきながら未回答者から回答を得るのが先決ではないかと思います。	特に意識はしていませんでした。国会で取り上げられて初めて知った次第です。	身近な人に再度自分の記録を、社会保険事務所で確認するようにアナウンスをしました。自分の年金記録に興味を持ってもらう事が大事だと思います。 反省点は年金裁定時に訂正すればよいという考え方が当時は一般的でしたから、分かった時点で訂正するような方策を立ってればこのような大きな問題にはならなかったと思います。
12392	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	1件1件丁寧に解決していく。	統合できていない記録が存在していた。 この問題が発覚してから存在を知った。	とにかく、丁寧に対応して解決していくしかないと考える。 反省点としては、未統合記録を長年放置していたこと。
12393	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			・年金記録問題をどのような問題と認識していたか 非常にゆゆしき問題 ・そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃か 年金記録のあり方(保存方法)に違和感を感じ始めたのは、10年ほど前から。	・(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか 組織の中の一職員では、(当時は)何を言っても無理。 ・現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるか 組織(職員)における問題意識の持ち方(考え方)が甘かったこと。
12394	本庁	その他(本庁)		人員の増員を行う。	年金記録問題についいては、これまでの行政側の記録管理の甘さ。 就職した時から知っていた。	窓口相談を担当していたので、親切・丁寧な対応と、他人事と思わず、 自分の事のように、真剣な対応を心がけました。 反省点は、上記のとおり、記録管理の甘さなので、解決に向けて、 全職員一丸となって取り組む必要がある。
12395	地方庁	その他(社会保険事務局)	具体的にはわかりませんが、02年以前に被扶養者となった方で国民年金第3号被保険者の加入漏れなどは考えられるのではないでしょうか。	年金定期便で届け出忘れを本人が気づいてくださることしか考えられません。	おとどし現厚労相が国会で追及されるまでまったく知りませんでした。	やはり旧手帳番号に住所だけはわかるようにしておけばここまで膨大な件数にはならずに済んだかと思います。
12396	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません	大変な作業だが1件ずつ確認し、解決する以外方法はないと思います。	年金問題が新聞に出てから知りました。 記録改ざん等は犯罪だと思いました。関わった人は現職員だけでなく、退職した元職員も含めたうえで厳重に処分することが必要だと思っています。	この問題の反省点としては、当然のことですが、社会人として間違った事はしてはいけないということです。間違ったことをしたら隠すのではなく非を認め、誠意を持って対応すべきです。子供でも間違えたらごめんなさいはしますので。
12397	本庁	その他(本庁)	20年6月採用のため、存じません。	新たな問題の発生を防止するために、現行のITシステムに、最低限の修正を加える必要があると考えます。	問題は、マスコミ報道で知りました。	事務処理の相当部分をITシステムに依存している状況を考えますと、システムおよびデータベースの運用及び管理の権限を、庁自らが持つべきだと考えます。
12398	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じておりません	対面調査や関係官署等の情報を有効活用すること。	以前在籍していた記録課において記録補正をする中で記録不備が多いということは認識していた、聞いていた。	問題を先送りすることなく、その都度問題解決するべきであったと思う。
12399	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
12400	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	現在行っている作業を継続すべきと考えます。 過去の記録について、完全に解決することは不可能ですので、今後記録問題を発生させないことが重要と考えます。	年金記録を紙で管理していた時代については、正確な記録を管理することは技術的にもコスト的にも不可能だったと思いますので、年金記録問題は、存在していて当然という認識でした。 記録問題が存在することを知ったのは社会保険事務所において年金関係の業務に従事したとき(平成17年)です。	被保険者等から照会があったときは可能な限り調査を行いました。 記録問題が存在するにもかかわらず、記録問題が存在しない前提で業務を行っていたことが問題点であると思います。もっと早い時期に記録問題が公になっていれば、当時の資料や被保険者の記憶も残っている可能性が高く、解明可能な記録も多かったと考えます。 今後においては、新たに記録問題を発生させないことが最も重要と考えます。また、問題が起こった場合は早い段階で対応することが必要と考えます。
12401	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。		平成16年4月より今年の8月現部署に配置されるまでは、社会保険庁を離れ本省勤務であったため年金記録問題が発生した時には残念ながら在籍していませんでした。問題が存在していることについては、TV等のマスコミを通じて知りました。	21年8月に現部署に配置されたところですが、記録は正確にかつ的確に本人に結びつけるよう心がけています。
12402	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知っている問題はありません。	・画面記録と台帳記録を突合する。 ・優先度の低い業務(特に本庁内)を凍結し、人海戦術で確認処理を行う。	・年金制度の根底を揺るがす問題だと思いました。 ・問題を知ったのは、報道され始めてからです。	・お客様からの提出書類についても保管体制を今まで以上の整える等を、物事を管理することに対する考え方が変わりました。 ・本庁と事務所で考え方が相違しており、連携が取れていなかったことが最大の反省点だと思います。
12403	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	各職員が全力を尽くすのみ。	解決すべき問題。時期は不明。	所属課の所掌事務に力を注ぎ、記録問題に貢献できればと思いました。
12404	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	お客様へ、ご自身の記録の確認を行っていただくようにお願いするために、定期便等の記録の通知を随時行っていくことが必要と考えます。	平成19年頃に、お客様の資格記録に誤りがあることは、年金給付額に影響することとの認識を持ちました。	ねんきん特別便の対応として、コールセンターの支援業務等でお客様からのご照会等にご対応させていただきました。 既に、内部・外部における検証委員会等でご議論されているとおりですが、社会保険庁の組織構造や職員意識、システム構築の在り方等、いろいろな問題があったと考えています。
12405	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません	厚生労働省・日本年金機構の横断的なプロジェクト体制の確立	被保険者記録が国民の財産であるという認識を欠如した業務を続けたことによる問題 問題を認識したのは平成18年度	記録問題の解消に必要な事業に係るシステム関連基盤の計画策定・調達 場当たり的に実施してきたため、中長期的な視点が欠如していた
12406	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にはありません。	まずは、生存されている方々の年金記録の確認作業を、集中的にしっかり行うことに尽きると思います。	①過去の事務処理の一部が適正に実施されてこなかったため発生したもの②他の官庁と比べて類をみない大量の個人記録を、長期間に渡り管理していくなかの管理方法の変遷で積み残された(後送りされた)課題で発生したものという認識でした。大きく報道された時に、過去のお客様との苦情案件とを照らしてその存在を感じました。	年金記録問題で事務所へ相談に来られるお客様の不安を、できるだけ解消できるように漏れた年金記録の検索等に努力しました。過去の年金記録問題なので、現時点では過去に遡れませんが、当時としては統合機等の管理方法や電算化時点での移行方法を厳格に実施・確認しておけばよかったのではないかと思います。
12407	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	半世紀以上以前の事象が多いため、確認には困難を伴うと考えますが、できる限り当時の書類等を基に再度確認作業を行うしかないと考えます。	過去に年金記録関係部署に直接携わったことがないため、一連の報道により認識しました。	資格記録の確認並びに紙による管理からコンピュータ管理に変更する際にダブルチェック等の作業体制を厳格化すべきであったと考えます。
12408	地方庁	その他(社会保険事務局)	被保険者原票照会(080)の検索において、記号等が全国的に統一されておらず、スムーズな検索ができないケースが存在している。	全国、検索ツール等の作成が必要と思われます。	紙ベースからオンライン記録へのデータ移行が、正しく行われたと認識していましたが、記録調査を行うようになった(平成20年7月)時、まぎらわしい数字・文字により一部正しいデータ移行が行われていない事を知りました。	名簿・原票の確認を再度確認して、正しい記録への補正を現在行っていますが、少ない職員数、短期間(時間を決められた)の作業で、年金問題で再度の年金問題が発生しないか心配しながら作業を進めています。経験豊かな職員・OB職員の雇用等をお願いします。
12409	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知りません	全署体制で行う。	4年前位に事務所の国民年金課に所属していた時に年金記録が問題となり、過去の国民年金記録の管理が杜撰であることを知りました。	ちょうど年金記録問題の真っただ中だったので、電話、窓口対応に追われていました。 国民年金の記録について、 社会保険庁の職員にはお金を取り扱っているという意識が少なかったと思います。昔はオンライン化されていなかったので、仕方ない面もありますが、もう少しちゃんと管理していれば、こんな状況にはならなかったと思います。 厚生年金の記録について 記録の改竄は許されることではないと思いますが、記録問題が起こる前には、社会保険料倒産などがテレビで特集されていたのを見たことがあります。 保険料を納付できない(しない)会社は、「全て強制徴収を行い、会社の状況等もお構いなしに保険料を徴収する。会社が倒産しても関係ない。」と割り切って業務を行えば良かったのでしょうか。 コンプライアンスは重要ですが、会社のことを考えて記録を改ざんした人の気持ちもわかります。景気が悪くなっても、昔のままの法律で業務を行おうとしていること事態にも問題があったのではないかと思います。 機構本部はコンプライアンスを重視し、国は景気の動向等により柔軟に法律改正できる体制を構
12410	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	公表されている事象以外の問題は知りません。		基礎年金番号導入時に入庁(社会保険事務所に配属)し、通常の業務の中で基礎年金番号への統合を行った。 当時において、業務を行っている中で、未統合の記録があることは知っていたが、問題があるものとは考えていなかった。 当然、年金相談等を通じて、整理されていくものと考えていた。 なお、標準報酬月額関係など他の問題は知らなかった。	個人でできることは限られているが、未統合の件については、資格取得時や年金相談などの機会を通じて、本人に確認がとれた記録は、基礎年金番号に統合していた。 本庁においても記録統合の事業を行っており、当時の予算・人員で、でき得る対応は行っていたのだと考えるが、大々的な広報などを現在のように行っていれば、もう少し違う結果になっていたのかもしれないと思う。 また、基礎年金番号の導入自体が、記録の適正な管理を目的に導入されたものであるが、導入の際、本人への年金記録の送付など将来的な計画があり、これを前倒しで実施できていれば、これも違う結果になっていたのではないかと考える。
12411	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
12412	本庁	その他(本庁)	特に無し	人員の増員	大きな問題、新聞等で報道された時	法改正などによる開発時におきた問題の先送りが、この様な現状を引き起こしたと思います。また、職員一人ひとりの年金受給者に対する意識の低さが問題であり、今後、この様なことがないようにしっかりやっていきたいと思う。
12413	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	複数人によるチェック、機械的なチェックが必要。 社会保険番号(カード)の導入。	年金手帳の複数枚発行による統合漏れと認識。 新聞、テレビ等マスコミ報道により知りました。	法令、規則等順守

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12414	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし	なし	どのような問題か： システムに対する過度の期待。 システム(ベンダー)任せの現れ。 システムが人より優れている点は、計算の速さと記憶の長さであって、それ以外は人の作業と何ら変わりがない。これを知らないシステム依存型の人間によって、開けられた小さな穴が全体に大きく広がったものと考えている。 存在を知った(認識し始めた)時期： 平成17年度	対応： システム依存の体質を業務依存の体質に変化させるべく、業務の基礎に合わせた情報のライフサイクルとコミュニケーションを整理している。 反省点： 個々(セクション)の役割にとらわれ、業務全体を俯瞰することなく、それぞれがそれぞれの思いで発言(業務)を繰り返してきたことで、いたるところに矛盾が生じ、その穴埋めをシステムに押し付けてきた結果、情報がブラックボックスで覆いつくされてしまっている状態にあると考えている。 今一度、全社一体となり、 ・やるべき仕事(業務内容)を整理する。(扱う情報の定義) ・仕事と仕事のつながりを整理する。(情報のライフサイクルの定義) ・人と人との関係を整理する。(権限／コミュニケーションの定義) これらを俯瞰したものを、全員で保守しながら、また全員同じ意識をもって仕事に向き合うことが大事であると考える。
12415	本庁	その他(本庁)	特にありません。	組織・職員の責任をはっきりさせながら、一件一件丁寧に且つ迅速に対応していくことが大切だと思います。	日本国民全体にかかわる大きな社会問題。 2～3年前。	丁寧に且つ迅速に対応することを心がけていました。 管理体制の甘さを反省しなければいけないのではないかと思います。
12416	地方庁	その他(社会保険事務所)	①国民年金についてですが、加入や住所変更を自分で手続きをしなければいけないという認識のある人がほとんどいない。区役所で国保や住民票だけ手続きをしている等。 ②同じく国民年金で税金や国保と比べ自分に見返りがあることが明らかであるはずなのに、納付の意識では優先順位で負けている。 ③3号に該当している方のほとんどが、夫の給料から保険料を上乗せして控除されていると思っている。	前面的に学校教育やGM等で積極的に年金制度を周知していく必要があると思います。 税方式は、かなり有効だと思います。	基礎年金番号と手帳が統合されていない問題だと思いました。 問題を知ったのは、新聞報道等からです。	与えられた職務に、必死に取り組むだけです。 また、1件でも多く応対・説明することで少しでも信頼回復につながれば思います。 反省点は、やはり過去にずさんな処理を繰り返してきた事に尽きると思います。
12417	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		まずは、再裁定処理の体制を確保し、処理期間の短縮を図って、お客様(受給者の皆様)に正しい年金額をお支払いすること。	年金受給時に確認するものと認識していた。平成18年か19年頃。	年金受給時に確認するものと認識しており、個人特定はその際にできるものと考えていた。しかしながら、記録の不備が相当あるということについて驚いが及ばなかった。
12418	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知らない。	できるだけ早期に正しく記録の突合等を行うための人員を配置する。	平成19年の年金問題が発覚したときに知った。	
12419	地方庁	その他(社会保険事務所)	主旨に副うかは判りませんが利益のあがらない事業所の役員報酬についてです。 金融機関の借り入れの関係で実際に受けていないにもかかわらず役員報酬を高額に設定しているため社会保険の標準報酬の改定ができずに実際の原資がない保険料が発生しています。 決算上、未払いや貸付の扱いでやむなく計上している役員が見られますがそのとおり将来支払われたり返済されたりなどというのは極稀です。法人の規模にもよりますが小企業の末期にはよく見られる状況です。 ここでの問題は保険料の滞納があり我々が処分を執行した際に大きく表面化します。 まず差し押さえる財産がない場合財源として確保ができません。更に報酬の改定もできず法人が存続した場合時効を待ち不納欠損になります。 この被保険者は1円の負担をせず在職中は健康保険が適用され将来は受け取ったこともない報酬を元に算出された年金を一生涯受けることになります。 これって果たして公平公正なものですか？ 長くなるのでここまでにします。問題点は判りますよね。	コンプライアンスの矛盾です。 この件に関しての過去の年金問題では同じ社会保険マンとして残念な事例も報道され事件性の強いものもあり以降、襟を正し法令に副い事務遂行に当たってまいりました。 が、守っていく以上どうしても解せない矛盾が現れます。 法に触れない広義の解釈が求められます。若しくは大胆な法律改正です。	他の職員と同様と認識しています。	トップダウンで指示のとおり事務を遂行しました。それ以上、以下のことは出来ていません。スミマセン。 最後にまったく関係のないことですが、私の周りにはみんな一生懸命に仕事をする人ばかりでした。誇りと責任で仕事をしていました。結構、体に被打ってがんばっています。 私はこの職場を辞めます。こんな私が言ってよいのか判りませんが。みんなのことが心配です。 年金機構に変わりましたら、せめて心身ともに健康に配慮した職場環境・就労条件を整えてください。
12420	本庁	その他(本庁)	本来、受給できる年金が受給できない状況にあると聞いている。	本人の申し出により確認書類等を簡素化できれば、未支給の方が減っていくと考えます。	あまり認識していなかった。	
12421	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	長年の蓄積により生じた問題であるため、急にいっぺんに解決できるとも思えない。今後の2次災害とならないためにも、ひとつづつ着実に検証して調査していくことが肝要だと思う。	問題として知った時期としては、結局われわれ職員が知らされるのは、国会質疑や報道があってのことなので、一般の国民と同じタイミングだと思う。今思えば、紙台帳のコンピューターのない時代であれば、人の手が関われば関わるほどニューマンエラーはゼロではないものだと思う。	特に思いつかない。ヒューマンエラーをゼロにするのか、そもそも人の手の管理ではなく機械的な管理をすべき。
12422	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	[redacted]出向していたため、サンプル調査等いろんな角度から検証しましたが、検証結果の報告書(白本)で公表された事案以外には知りません。 検証委員会の検証で一番驚いたのは、年金制度発足当初の原票には、氏名の読み仮名(ふりがな)の欄がなく、漢字氏名のみで、しかも手書きの行書体が多かったのが、その後の記録統合の不備のそもそもの原因だと考える。	時間をかけて一件づつ確認するにしても、本人、事業主、市区町村役場、社会保険事務所、本庁等役所側のどこにも証拠がないものについては、一定の基準を作成して、政治的に解決する方法しかないと考えます。	オンライン化した当時には、きちんと確認・補正していたと認識していました。 その後、平成13年に厚生局に出向し、厚生年金の代行返上で、基金と国の記録突合を行った時に多数の不突合が発生し、その対応を行っていた記憶はあります。 ただし、事務所等社会保険庁と事業主や市町村役場、被保険者の持っている記録がこんなに相違があるとは、認識していなかった。 基礎年金番号制度の導入で、ほとんど解消されていると認識していた。 平成19年の春頃からのテレビ報道等により記録問題の多さを改めて認識した。	(対応) オンライン切り替え当時は、事務所で、適正に切り替え業務(確認等)をおこなっていた。また、本庁に勤務してからも、厚生局や情報管理部、年金記録問題検証委員会事務局において、適正に対応したと認識してます。 (反省点) ①年金制度当初の制度設計で、氏名の読み仮名を振らなかったこと。 ②オンライン化切り替えの際に、もっときちんと確認すべきだったこと。 ③年金記録は、請求するまで40年間もほっておかず、また、事業主からの適正な届け出及び事務所、市町村役場等の事務処理誤りや不正を早期に発見・防止する観点からも生命保険のように、現在のねんきん定期便をもっと早く出して本人にも確認させるべきだった。
12423	本庁	その他(本庁)	特にない	人と金を投入する	マスコミが騒ぎ出して初めて知った	通常の業務を行ないながら、できる範囲で協力してきた
12424	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	国民の皆様のご協力を得て、出来る限りの調査を行い、1件ずつ着実に解決していく方法だと思います。 また、届書主義には、どうしても限界があると考えますので、国民の皆様の記録を確実に把握するための手段を検討するなど、抜本的な解決策も並行して検討すべきと考えます。	届書主義である以上、どうしても給付に結びつかない記録が発生してしまうとは思っていましたが、たくさんの記録が宙に浮いているとは思いませんでした。	膨大な問題と認識し、真剣に反省点を考えました。 届書の受理時など、国民の皆様と接触する機会において、届書の申請内容だけなく、その方の記録すべてを国民の皆様と一緒に点検するなど、恒常的に記録を確認するということが欠けていたのではないかと考えます。
12425	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特に思い当たりません。	被保険者や年金受給者一人ひとりの記録を整備する。	年金記録問題は、年金を裁定請求する時に、整備できると思っていた。 問題が存在することを知ったのは報道等による。	反省点は、法令遵守をしていなかったことにあると思う。
12426	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし	1件ごとの対応が必要と思います	関係部署におりませんでした 平成19年度以降	年金請求時に補正すればよいとされていたことが反省としてあげられると思います。
12427	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		1件1件、解決していくしかない。	年金制度に対する認識のなさ、周知の足りなさ。	
12428	本庁	その他(本庁)	特にありません。	まだ、そこまで深く考えられるほど、年金制度に対しても組織に対しても知識を得てはいないので、方策と呼べるような考えを有してはいません。 ただ、絶対的に知識・経験の豊富な人材が足りないのでは無いかと思います。そして、経験豊富な職員で退職しなければならない人がいる事は、問題の解決には非常に大きな痛手であると思うのになぜ今なのか、とも思います。	年金記録問題の存在を知ったのは、3年前くらいだと思います。 年金記録問題とは、記録の管理が不十分だった事が一番大きな問題だと思いますが、それを一般には知らされていなかった事、また一般の人はそもそも年金制度についてあまり知る機会が無いので、あらかじめ対策を取れるような立場に無かったことなど、いろんな要素が重なって大きな問題になってしまったと思います。	微力ながら少しでも問題の解決に貢献出来ればと思い、任期付任用職員として採用して頂き、まずは年金制度に少しでも詳しくなる事から始めました。 反省点としては、とにかく問題が分かっていながらそれを先送りにしていた事、問題として組織がきちんと取り上げるのが遅かったことが大きな反省点と思いますが、現在でも、未払い過払いなどの事実があったり、方針が変更されたりと、さらなる問題が発生してしまっているのも現在進行形の反省点・問題点だと思います。
12429	地方庁	その他(社会保険事務局)			公的年金制度を担っている者として、早期かつ確実に解決しなければならない問題。 3年前頃。	休日・平日・夜間の業務支援。 年金記録の適正な管理ができていなかった。 年金請求時の受給権者との適正な記録確認ができていなかった。
12430	地方庁	その他(社会保険事務局)	厚生年金記録が判明した場合、ほとんどのケースが年金額が上がるが、遺族年金や障害年金の短期要件で受けている人は年金額が下がる場合がある。	年金再裁定や期間照会などは、いろいろなケースが考えられたり、深い知識が必要であることから、現場の職員の意見をよく聞くことが必要である。 年金再裁定の計算は複雑で、時効特例分は記録も古くて手計算で処理をやっていると思うが簡単に作業ができるようシステムの構築が必要であると思います。 期間照会で紙台帳が破れて判読できなかったり、再裁定で古いデーターが残っていなかったりなど、現場で行き詰っている問題は、法整備などで解決しないと苦しいのではないかと思います。	年金再裁定や期間照会など通常業務としてありました。 平成19年に年金記録もれが5000万件あると報道されてから、この問題を重くうけとめています。それまでは、あまり深く考えていませんでした。	年金審査時に記録もれがないように確認しています。 同姓同名の別人の場合に、誤処理になることを恐れて積極的に声をかけなかったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12431	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	これまでの進めてきている体制を維持継続していくこと、及び平成22年1月の日本年金機構の発足に伴い、更に、出来る限り人的資源の投入(再度OB等を含めた投資)等を確保し、再度、体制整備を構築。	年金記録問題は、これまで国民から付託され、業務を行ってきたものの一部であり、出来る限り早期に解決し国民の信頼を回復すべきものとして認識。また、このような観点から、過去、地方事務局においてねんきん特別便対応等、前向きに取り組んできたところ。 このような大きな年金問題の存在することを知りえたのは、ねんきん特別便を送付し始めた平成18年度と記憶している。	与えられた職責において、年金記録問題に関する業務を含めた業務遂行に努めていくこと、及び休日における年金記録問題への対応支援等。 もともと、平成9年の基礎年金番号の付番に記録統合処理を行うといったこと等の考え方がひとつの反省点。
12432	本庁	その他(本庁)	存じません。	(6)の問題を存じてませんので、方策はありません。	しっかりと着実に基礎年金番号への統合作業を、きめこまやかに行わなければならない問題であると認識していた。 平成19年5月頃、年金記録問題の存在を知った。	ねんきん特別便等を通して、年金記録を確認いただくためのきめ細やかな取り組みを行った。 現時点で見た場合に、年金記録をオンラインによる管理を行うことを見越した管理を、制度発足当時から行っていなかったことが反省点として挙げられると思います。
12433	本庁	その他(本庁)	年金記録の担当部署に配属したことがないので、特に無い。 ただし、社会保険庁に限らず文書管理は適当だと思う。	各課室でどの資料はどこに保管するかなどの統一化、共通認識を持つべきだと思う。	所属場所が年金本体とは全く関係の無い部署であったため、問題は世間でのニュースと同程度しか知らない。	年金記録関係の部署に配属になったら、なぜこのように問題が生じたのか、まず原因を探ってみたい。年金記録に関する課室でどうかは知らないが、社会保険庁に異動になってから、責任者が明らかになっていなく、あいまいなまま仕事を押し付けあって期限直前にパンクするというイメージがある。社会保険庁全体でこのような問題があるとすれば、年金記録問題の一因かもしれないと思う。
12434	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	世間一般に知られていないような問題は知りません。	地道に一人ひとりの記録を訂正し、 国民の信頼を回復することが唯一の解決策であると考えます。 処理状況の情報を積極的に公開することも必要であると考えます。	本庁に在籍しているときに記録問題を知りました。 [redacted] それまでも年金記録に関わる業務に携わっていなかったため、 具体的には問題の詳細は実感できませんでしたが、 次々と問題が噴出、社会的問題に発展するにしたがい 大変なことであると認識しました。	前述の通り[redacted] 具体的な対応としては、年金特別便のコールセンターにて電話応対の支援を行いました。 本来業務とは離れた場であったため、社会保険庁全体としての処理状況、今後の予定等を説明する程度のことしかできませんでしたが、 国民一人ひとりの声を聞くことにより、さらにこの問題の重大さを感じました。 組織の事業全体の職員全員が意識することが重要であると考えます。
12435	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	現在実施している方策を引き続き実施していく。	大量の記録の移管・データ化するに当たっての チェックの在り方が一番の問題ではなかったか。ただ、その結果を招くにあたって、組合問題、職員の意識等のいくつかの要因があったと思う。 また、一部ではあると思うが、当時の時代背景等により、生年月日等を虚偽の届出したことにより記録が判明しない方がいらっしゃったと思う。 存在を意識したのは、新聞等で報道され始めた頃です。	データ移行する際の検討を十分に行う必要があると思うので、そういった検討を行う場合には気をつけるようにしている。 反省点としては、もっと検討が必要だったと思う。
12436	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特に存じていません。	具体的な方策ではないですが、国側が受け身ではなく、積極的に国民に働きかけることが必要だと思います。	年金記録問題がマスコミにとりざたされた頃に分かりましたが、国民の生活に直結する問題なので、同じ組織の者としてとても重く感じています。	国民の目線で職務を行うことを常に心がけています。
12437	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし	・それぞれの問題について工程を着々と進める。 ・問題の原因が特定できないような事案については、政治判断で一定の記録回復を行う。	・基礎年金番号の付番時の整理不足と捉えていた。(平成18年後半)	・記録のみならず、処理事績の管理の重要性についての認識が足りなかった点について反省し、今後の記録等管理に生かすべき。
12438	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			「記録を管理し、給付を行う」ことの意識の低さが問題だと思います。	戸別訪問時に収集した情報をもとに、手帳記号番号を付番するようにした。(確実に給付につなげるため。)
12439	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	各市区町村のご協力のもと、毎月一定時期に年金相談出張を行い、地域と密着し、、年金受給者及び被保険者の方が年金記録に関心を持っていただくことにより、時間をかなり要するが、未解決の記録の解消につながると思います。	平成19年頃に認識し、当時は年金の請求時には、ご本人と記録の確認を行った上で年金を決定していることから、未統合の記録の大半が年金の請求時に解消すると勘違いしていました。	ねんきん特別便の実施に携わっていたのでそこで未統合記録の大半が判明すると思っていました。 年金の請求時にご本人の申出による記録だけで年金を決定していたこと。
12440	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成18年5月、国民年金推進員として戸別訪問(符励)を行っていたとき。被保険者及び受給者から、加入していた期間の問い合わせがあり確認した結果、統合漏れにより受給権が得られない方々がいることに、国の機関としての責任の重さを強く痛感し、記録・納付に関する管理体制に欠陥があったことに強い危機感を感じた。	窓口や電話による、年金についての問い合わせについては誠心誠意をもって対応するよう心がけています。また、問題の反省点については、いろいろとあろうかと思いますが、一番重要なことは、職員ひとりひとりのモラル・意識の問題だと思います。つまり、仕事に対する意識が欠如した中では本当の問題を解決できないと思います。仕事をやらされているという意識がある民間企業には発展がないように、私たちの事業は、非営利的側面が非常に強く、特殊で重要な職務なのです。このことを職員に徹底させ、法令遵守に則り運営することが大切だと考えます。
12441	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし	オンライン記録と紙台帳の突合せの実施。	窓口での年金相談対応時の受給者からの切実な記録調査依頼から年金記録問題を第一の優先課題と認識している。 また記録問題を認識したのは、平成19年の記録問題の報道である。	オンラインシステムの開発に携わる部署に在籍しており、記録問題対応へのシステム開発時に記録問題につながる過度な運用対処が発生することがないよう企画し、オンラインシステムの開発を進めてきた。
12442	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	回答が遅くなり申し訳ありません。 ご存じなことはありません。	やはり、件数が多大でありますから、精神論でやってみてどうだい、ほいほいみたいな感じでは行かないですから、効率的な方法を随時改善していかなくてはならないと思います。 ただ、論理的には一概には行かない点もありますが。	大変世間の皆さまにご迷惑をおかけした、由々しい問題です。 何かTVタックル見てた時にそのような放送がありましたが、19年ごろでないかと思います。	なるべく、個人としては、いろいろとセンターにいるときは手伝いをしました。 ただ、手伝いしていると暇そうに評価者は見るらしく嫌な気分を何度もさせられましたが、頑張ってやりました。
12443	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		オンライン記録と紙台帳との突き合わせを進める。	組織全体の問題と認識。 基礎年金番号に統合させていていない手番が多く存在することは平成16年頃から知っていた。	再裁定等の未処理対応のため、現場の意見を反映し、システム開発の基本計画等を策定した。 反省点としては、記録管理の重要性を組織全体がもっと意識する必要があったと考える。
12444	本庁	その他(本庁)	特に存じ上げません。		年金保険料の有無、職歴などについては、御本人がよく知っているはずであり、年金給付の裁定請求時には社会保険庁の保有している記録とつき合わせて確認し、齟齬があれば、その時に記録を直せばよいという事務処理の考え方、いわゆる裁定時主義という受身の考え方が組織に蔓延していた。 いくら杜撰な記録管理をしていても、裁定時には、記録が正しくなるのだから、途中の記録管理はいい加減で構わないという意識を年金行政全体に広げてしまった組織1人1人の問題であると認識している。 平成18年通常国会で、保険料を支払ったにもかかわらず、未納扱いになっている相談が多いことや不服審査請求の結果、ようやく保険料納付確認がなされたケースが明らかになってから、自	自分の職務にそれまで以上に誠実に取り組み、自分の持ち場では法令遵守を徹底することを新たに決意。また、ささやかながら家族や親せき、知り合いにねんきん特別便を提出するよう働きかけた。 三層構造、地方事務官制度、職員団体の3点セットが反省点としてあげられるが、それに合わせ、実務分析を怠ってきた点をあげたい。 紙台帳、パンチカード、紙テープ、磁気テープ、オンラインとその時代で最新の技術を取り入れる中で、記録を正確に受け継ぐための検討が不足していたのではないかと考えている。
12445	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし	なし	国民の信頼を裏切るものであり、組織全体で対応すべき問題と認識している。問題自体においては、話題になるまで知らなかった	窓口担当だったときは、わかりやすい説明を行うことを心がけた。特別便の調査を担当したときは、国民に対してだけでなく、職員にもあまり負担とならないよう事務運用を考慮していた。 昔の記録の管理の仕方に問題があり、それを放置していたこと
12446	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし		国会における質疑等で大きな問題となったと認識しています。 受給者に関しては、裁定時にご本人からの職歴と年金記録との確認を 行っているので、基本的には、記録漏れはほとんど発生しないと認識していた。 被保険者は、会社が変わるたびに手帳番号を取得するので、俗に言われる 注に浮いた記録は当たり前に存在すると思っています。	平成9年の基礎年金番号付番以降の記録については、問題はないと考えますが、社会保障番号や国民背番号についても議論を進める必要があるのではないでしょうか。
12447	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	地道に時間をかけて一件ずつ照合を行う。	記録問題が報道されるようになって存在を知った。	その後、特に年金記録を扱う部署にいたことはないので特別な対応を行ったことはない。 現時点で考えると制度設計時点でこういったことが起こりにくいような仕組みを構築すべきであったと思う。
12448	本庁	その他(本庁)	なし		5000万件の宙に浮いた記録が問題となった当時は、現役加入者には基礎年金番号の導入につながっていない記録は相当数あるものの、年金受給者については裁定時に職歴を確認しているので、記録漏れが多数あるとは思っていなかった。	年金裁定時において、お客様に対して丁寧に対応し、年金記録の確認を確実に行うことが最も重要と考える。
12449	本庁	その他(本庁)	特にありません。	まずは基礎年金番号で把握している被保険者の方の住所に記録を照会していくしかないと考えます。	基礎年金番号導入前はやはり被保険者の記録の確認も「年金記録」より「保険記録(保険証の作成)」が中心だったと思います。 そのため現業では「新しい従業員になられた方のため早く保険証を作成する。」という気持ちが強くあったと考えます。	今からは「健康保険」と「年金保険」は保険者が異なるのですべてにおいて別管理を行っていき、新たな「記録不備」を生まない事がまず必要と思います。
12450	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知りません。		新法施行の頃、年金番号を1つにする話もあったが、政策的に見送られ、平成9年の基礎年金番号が導入された時にもできることの調査を行っても、興味のないひとには放置され、裁定請求時に地味に調査するしかないとは思っていました。	窓口の相談対応が大事だと思います。窓口対応する人のスキルアップを図ってこなかった。法律改正が多いのに、研修がなさすぎ。
12451	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知らない	年金定期便を送るとともに、10年に一度位は、被保険者ひとり一人に直接面談し、記録の確認を行いながら、年金制度の広報等を図ること。	組織をあげて取り組まなければならない最重要問題。	記録訂正された障害年金受給権者の皆様の再裁定の早期処理に全力をあげた。
12452	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。		過去の業務慣習等の蓄積により発生し、長い歴史により膨大化した問題と認識しています。	適時、適切に業務を積み上げることかと考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12453	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特に思い当たるものは、ありません。	すでに問題解決に向けて、様々な方策がとられていると思います。	それぞれの部署に在籍していた時、その部署の事務処理要領により、 担当の業務を行っていました。 年金問題については、主にマスコミの報道により情報を得ました。	年金記録問題が発生した当時、来訪相談係に在籍していたので、 記録確認や調査依頼に訪れたお客様(特に高齢者で記憶が曖昧な 方)に対して、正確に調査するため、ていねいな聞き取りを努めました。 今回の問題が起きてから、様々な調査を行うようになったが、もっと 以前から定期的に記録確認作業を行っておくべきだったと思います。 この回答は、12月3日に作成し、送信したつもりでしたが、届いていなかった との連絡を受け、再度お送りするものです。(12月17日)
12454	地方庁	社会保険事務所課長級以上		再裁定による早期の支払を行なうことが、年金制度への信頼を回復し、不信感をなくすことにつながると思う。早期の支払が行なえる体制を整え、知識面をフォローできる十分な体制をつくる。 正確な処理、につながる。	年金記録については、完璧なものであると思っていた。記録についての照会申出を受けた場合も調査の結果は正しいものであると思っていた。 平成19年6月。	お客様の話を最後までよく聞き、記録の検索についても氏名検索だけでなく、生年月日、会社名からなど、ご本人の前で可能な調査を行い、最終的に照会申出書をいただいた。丁寧な対応を心がけた。不信感を軽減したいと思いながら対応した。 再裁定の事務処理の正確なペースがつかめず、記録の整理後支払までの時間が窓口や電話対応による回答どおりとなっていなかったことが、より不信感を増大させてしまったように思う。
12455	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	特になし	被保険者からの不信の種となる根源である。 4.~5年前からです。	コツコツと記録の補正を行い記録の適正化を図る。 記録の補正の迅速性、正確性、安定性がどうか疑問である。 長期的に安定する記録の管理のビジョンが必要である。 具体的には対応方法が判りませんが。
12456	本庁	その他(本庁)	特にありません。	迅速に正確に対処していきたいです。	一人一人の身になって考えたいと思いました。	出来る限り、正確に対応したいと思います。
12457	地方庁	その他(社会保険事務所)		人員を確保し、集中して取り組む。	国民生活に関わるたいへん重要な問題と認識しました。 マスコミで取り上げられた頃この問題を知りました。	基礎年金番号導入時に未統合のままの方が多く、よく話を聞き確実に統合するようこころがけました。 反省点としては、私が職場に入った時はオンラインへの移行が完了していましたが、資格を取得するさいに、年金手帳の添付がない場合、新しく番号を払い出し、後日必ず重複取消届を提出してもらうようにしていたが、返戻して必ず添付、紛失の場合は再交付申請書の添付を求めていればよかったと思います。
12458	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にございません。		年金記録問題については、だれのものかわからない年金記録や、不適正な選及訂正処理の可能性がある、約6．9万件の記録などがあり、ねんきん特別便や厚生年金の受給者約2万件について、戸別訪問などにより問題解決のため取り組んできた。 問題の存在については、新聞報道等により知りました。	問題の対応については、当時、社会保険事務所の窓口担当者として、ねんきん特別便の提出に来所されるお客様に直接接し、1人1人の年金加入記録が、正しいものになるようにと思い対応していました。 反省点としては、現役で加入している方が、年金記録をいつでも確認できる体制があれば良かっ
12459	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		被保険者に記録の確認をとる。 現在の取り組みでよいと思います。	平成9年1月の基礎年金番号制度に向けての作業段階で、宙に浮いている 手帳記号番号があるという話は知っていた。	その当時は、年金請求時に確認しつながるものと思っていたが、現時点でみた場合は、本人ではなかなか判断できず、こちらから積極的に疑わしい記録を提示して確認しないとむずかしいものであると認識しています。
12460	本庁	その他(本庁)				
12461	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません		マスコミ等に取り上げられた、平成17年頃からの時期で、その時は年金の個人管理が徹底されておらず手番の重複払い出しがされ、被保険者の責任だと思っていましたが、その後記録の管理が社会保険庁の生年月日の丸めとか、外国人の雇用とか、生年月日によりオンラインに乗せないとかの事実が判明することとなり、行政側の責任を自覚しました。	相談を受付した場合はあらゆる角度から手番を探しました。また、名寄せ以外で記録が見つかった時は謝罪することを心がけました。 受給者の名寄せ対象者が多数存在することが、わかっていながら地方では再裁定の件数がかなり出ることは予想が出来ていたのに、なぜ中央ではその体制をはじめからとらなかったのか。かえって不信感、ご迷惑をを招いてしまったと思っています。 十分地方の意見も聞いて対策をとっていただきたかった。 現在の定期便についても、国民年金の35年10月のところや現年度の納付と収納月日のタイムラグまた、厚年の15年4月からの総報酬についてなどはその欄にちょっとしたコメントを入れれば照会件数はかなり減少すると見込ませますが、検討願います。
12462	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	社会保険事務所の職員に限らず、地域の方々によって、全国民にについて、おひとりずつ聞いてまわる。	長年の記録の管理が社撰であると思う。	国民の意識が、無いころに記録の確認が不十分であったと思われ、この問題が発生した後については、適正に行われていると思う。
12463	本庁	その他(本庁)	勤務二ヶ月目です。 マスコミ等で報じられた一部の事項を確認出来ました。 それ以外は、特にありません。	日本年金機構への移行をしっかり成し遂げれば、可能と思います。 機構の理念はしっかりしており、地道に努力を継続して行けば 必ず実現できると思います。	勤務二ヶ月ですので、コメントありません。	特にありません。
12464	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			基礎年金番号に未統合の記録があることは、採用時(1年目)から認識していた。	組織全体が、年金裁定時に本人確認をするので問題ないとの空気だった。
12465	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	平成20年4月中途入庁のため、新聞で知り得ている情報しか知りません。		平成20年4月中途入庁のため、新聞で知り得ている情報しか知りません。	
12466	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にわからないです。	わからないです。	記録問題を知ったのは、世間一般に知られ始めた時期です。 こんなに大きな問題とは、当時は意識しなかった。 ここまで記録等の漏れがあるとは、想像すらできなかった。	一つ一つの記録を時間をかけてでも正しくする以外にはないので、やれる限りの補正・整備をしてきた。 やはり、新規裁定時での加入期間の確認があまりにもずさんであったのかなと思う。
12467	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	今まで以上に地方公共団体や関係団体の協力を得ながら、社会保険庁の総力をあげて、年金記録問題に取り組み、迅速かつ丁寧な対応を実施して、早期解決を目指し国民の信頼を回復すべきである。 将来に向けての方策としては、 ・入力ミス及び不正処理を防止するシステムの構築 ・記載漏れを防止するために提出書類の簡素化 ・被保険者記録の管理を徹底 ・紙台帳等に記録されている情報をシステム化 ・被保険者個人の記録を提供 ・職員が法令を遵守し業務を遂行 等を行い、二度とこのような問題が発生しないようにする。	年金記録問題は、決して起こってはいけないことが発生したと思いました。 社会保険庁ができてから積み重ねてきたあらゆるものが、崩れていくような感じを受けました。 年金記録問題を知ったのは、3年くらい前のことだと思います。	このような言い方をして良いのかわかりませんが、起こってしまったことはしようがないので、真摯に受けとめて、国民1人1人に対して、丁寧な対応を行い、1件1件適正かつ正確な処理を行っていくしかないと思いました。 また、二度とこのような問題が起こらないよう、人材形成、システム面等の環境を構築していかなければならないと思いました。 反省点としては、 ・紙台帳に記載されている内容を正確にシステムへ移行できなかったこと ・不整合な記録を検知するシステムが整備されてなかったこと ・職員のモラルが欠如していたこと 等が挙げられます。
12468	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	あのません。	現在、取り組んでいる施策(特別便、定期便、受給者便)の回答について、記録の調査を迅速に進め、記録を回復することが、まず重要ではないかと考えます。 また、名寄せ便のうち、受給者については、職員等による戸別訪問を実施し、確認することすが重要だと考えます。	平成18年に5000万件という大量の記録が基礎年金番号に結び付いていないことを知りました。 以前、社会保険事務所に勤務したときに、被保険者が前職を事業主に知られたくために、厚生年金に加入したことがないと申告したり、年齢や氏名を偽って勤務するという者がいることを聞いていたので、こういったことも原因であると考えました。	年金手帳を安易に払いだしたことが原因であると考えます。
12469	地方庁	本庁課長・室長・企画官以上	特にありません。	年金記録問題がおきて、国民に制度への不信感を植え付けてしまったが、ここで実施庁であった社会保険庁が廃止されるので、国民の信頼を取り戻したいと考えます。そのためには迅速に未処理を解決し、国民が納得する制度の構築が必要と思います。	その時々において、社会保険庁が正しく記録を管理しているか、その確認を怠ってきた、あるいはその必要性にまで考えが至らなかったと思います。それは実施庁である社会保険庁の問題だけでなく、企画立案してきた厚生労働省にも責任の一端はあるのかと思います。 平成19年に年金記録問題が起きて知りました。	社会保険庁攻撃の中で、制度を運営し発展させてきたのも社会保険庁であることを、きちんと説明してもよかったのではないか。組織も悪い、職員も悪いということで否定されてきたが、真摯に仕事をこなしてきた職員もいる。反省すべき点は反省し、新たなスタートを切りたいと考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12470	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	特になし	覗き見していたこと。 5～6年前頃。	覗き見はしない。 セキュリティーチェックを早期に強化すべきであった。
12471	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	一般に未認識の問題は存じません。	経年等により証拠書類の失われた記録の救済は、第三者委員会等現行の仕組みが最善ではないかと考えます。	問題の一つについて 事業主等の倫理観の問題もあり、立入調査するにしても社会保険単独では非効率で効果も期待できそうもない。会社存続・雇用継続を優先する零細・中小企業を更正するため、税・雇用と一体となって、不正な届出等を効率的に検出・対処していく制度が必要と認識。 知人から、傾いた勤務先の厚生年金保険の取扱状況を聞いたとき。	制度を変えられない無力感。
12472	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	現在明らかになっている問題以外については、知りません。	時間がかかっても年金記録を1件1件お客様に確認してもらいながら解決していくことが大切だと思います。	未統合の記録が存在することは基礎年金番号導入時から知っていましたが、年金の裁定請求時に確認をすることにより問題は生じないと考えていました。	年金の裁定請求時まで問題を放置するのではなく、基礎年金番号で管理すると決定した時点で、お客様に1件1件丁寧に確認し、解決すべきであったと考えています。
12473	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特に記憶にありません。	特になし。	二十数年前に社会保険の仕事に就任して、期間照会の業務を行っている時に、ご本人の記憶通りの期間が判明しないことは認識していた。 その当時は、勤務状態などにより適用されないケースや短期間勤務の場合、加入届がされないようなケースもあるのではと、照会された方ともども話して、お互い理解していた場合もあったと思う。 現時点では、そのようなケースの中にも「年金記録問題」に該当する方も存在していたのかもしれない。 このようなことから「問題」と、明確に認識したのは最近ということとなる。	今回の問題は、被保険者の知り得ないところで記録の改ざんなどが行われたことが大きな問題点ではないかと思われる。しかし、現行法では事業主に届出義務、被保険者への通知義務などを課しており、根本的な解決は大幅な見直しを伴い、組織的にも見直しが必要なことも生じると思う。 限られた予算、人員の中ではこれらの改正も困難と思われるから、基本的には従来の体制の中で対応することとなると思う。 しかしながら、標準報酬のお知らせや、受給者便など定期的にお知らせする仕組みが整備されたのは、不幸中の幸いだったと思われる。 具体的に私個人がどのように対応できたかと振り返ると、個人の方からの電話照会にできるだけ丁寧にお答えするくらいが関の山であったのではないかと考えている。 現時点でみた場合の反省点としては、磁気カードの管理体制や、安易な記録訂正など、その範囲はあまりにも多岐にわたると思われる。 その一方で、遺族年金まで考えると人の一生を超えた期間にわたって、個人個人の記録を厳密に管理することの困難さ(絶対に消去れない記録管理方法は、私は知らない)には限界が見えているとも思われる。 これらを改めて「個人個人が証券のようなもので管理して下さい」という仕組みは、まず考えられない。このような限界を乗り越えていくことも課題だと思う。
12474	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	システム部門なので、システムの観点から過去の誤りを踏まえ、 再発防止に向けた基準や施策を策定し、それに基づき実施していく 必要があると考えています。	中途採用で現在3年目となります。 その間では、平成19年度の前半あたりとなります。 当時の認識としては、一般では考えられない事象 という認識でした。	システムの構築にあたって、管理型組織を目指して、 民間での経験を活かしながら、ITスキルをもつ者の育成と、 様々な施策を検討してきたつもりです。 組織としての過去の長年の反省点としては、 一般的な概念や手法を取り込むことをしなかったことなどが、 大きな要因の一つと考えています。 (勿論モラルの問題もありますが。) ただ現在は、そういった意識面は改善されていると思います。 しかしながら、要員不足という問題があるため、 誤りが発生しやすい環境にならないよう、 今後についてはその対策について、十分に検討する必要があると考えております。
12475	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	記録関係の部署にいた期間も短く、国民年金のみであるため、わからない。	この問題が起きた原因の一つに本人が年金加入を認識していないか、別の組織にゆだねているので、安心という意識的な問題があり、加入などの手続きを行った会社(厚年適用事業所)や市区町村の協力もなければ、ご本人の記憶の呼び起こしは、難しいと考える。 記録問題が起きたとき、ある大手企業などは、人事部の年金関係のソフトをグループ企業内で導入をしたという話を聞いた。特別便が送付される前後に、企業サイドで企業内の年金の記録整備をされたとのことです。(本人や3号の照会に対応するため) 出来る限り、このように会社に保有する年金記録や市町村にある記録を整備していただき、情報提供をお願いする事。(庁に対してが難しければ、ご本人に対して) ただし、会社は、国の仕事を代行していると言う認識を持ち、年金の手続きは、直接利益に結びつかないので、細かい対応を会社には、望めないかもしれません。 市町村も昔のソフトなどでは、予算などの関係で、現行の市町村のシステムに反映できない年金記録を反映するように依頼するなど。(システムについては、必ずしも一貫した会社やシステムを使用するとは、限らないので。) しかし、確実な解決を望むのであれば、本人と年金制度や国年や厚生年金の適用関係を担当した職員が、直接話しをする事が必要かと思います。 ただし、やみくもに面談をしても、数がこなせないので、会社や市区町村、商工会議所などのグループ単位で相談会を行う。 例えば、記録が不明の場合で、一部の会社の記録に不明対象が多ければ、個別に協力依頼をするか、不明記録が多い会社のある(あった)市町村や商工会議所に相談会を催すなどのイベントを行うなど、ご本人に自主的に相談へ行ってもらう事や自分の周囲で記録を調べるようにしていただくような、案内をする。など	平成17年に社会保険事務所に出向して、手番が多いことを知りました。当時は、自分が国年の被保険者と話をする際に、将来の受給などの話になった場合あるいは、加入記録に間が空いているものは、手番があるようならば、統合の案内をしていました。 当時は、時間が経れば経るほど統合が困難になるなどの影響について、想像ができませんでした。 どういう問題かについては、給付課にいたことがないため、イメージが沸いていませんでした。 しかし、年金の受給権と額に関して影響があるので、丁寧に応対はしており、相談を受けたら、上の方も探す事などに熱心な方は多かったです。 ご本人からしたら大変な問題であるという認識は、持っていましたが、あくまで自主的に話をしたり、相談に来られる方なので、記録も見つかりやすく、当時の認識は、よく覚えていないです。	相談時に記録に注意を払って、収納対策や別の年金相談会に出席し、相談に応じていた。 また、国年加入時の手続きの際に、記録を案内をする努力や探すよう努力していた。 個別の方と接する機会のみを捕らえるのではなく、別途、国年加入などの案内をするリーフレットなどに載せるなどの対応を取ることができないか?など周囲への相談や担当部署に、働きかけをすれば良かったのでは、ないかと思います。 一つの事象について、影響力を考える作業が欠けていた事・情報や考えの共有がなされていなかった事を反省します。
12476	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	存じていない。	現在行われてきている方法が間違っていないと考えるので、このままで良いと思う。新たに斬新な方法がでたとしても、それをすぐに実行するのは危険と考える。 地味ではあっても今まで続けてきた方法を確実に続けることが大事。		
12477	本庁	その他(本庁)	なし	人員を投入して再裁定の処理件数を上げる。	深刻な問題。所属部署にかかわらず解決にむけ対応ずべき問題。マスコミで報道されるようになってから存在を知った。	社会保険事務所在籍時は自分の業務(保険料徴収)以外に相談窓口対応を交代で行った。社会保険業務センターに異動してからは再裁定支援を行った。 異なる制度に加入した場合一人の人に複数の年金番号を交付する制度にしていたこと、年金番号を複数持っている人の記録を同一人物の記録としてまとめて管理していなかったことが反省点として挙げられる。
12478	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	記録の保管、管理をより徹底する。 迅速、効率を強化する。 国民の方々の立場に立って対応すること。 専門家(弁護士、社労士、関連団体等)や市町村、地方庁の方の意見を頂き、連携を強化すること。	国民方々から、理解を得られるような努力が不足していたこと。 国民の方々ご自身で、年金記録を意識、確認していただける環境が整っていなかったこと。 国民のニーズと合致していないことが多いこと。 記録の保管、管理をより強化する必要があること。 国民の方々の意見をよく聞くこと。	国民の方々の立場に立って、きめ細やかな対応に心がけること。 より効率的に対応するよう全力を尽くし、相手の方に理解していただけるよう努めること。 意見や要望をよく聞いたうえで、対応すること。
12479	地方庁	社会保険事務所課長級以上			将来年金を受給する大切な個人記録であり大変重要であると考える。 国民年金の記録が市区町村とのからみでたくさんの記録漏れ等があることは、現在の係りになって知った。	第三者委員会担当部署であり一人でも多くの記録を正確にしたいと考えている。しかしながら、社会保険庁、市区町村、被保険者にも記録がわかる書類が無い場合は第三者委員会の審査にゆだねるしか道が無く歯がゆい思いをしている。
12480	本庁	その他(本庁)	わからない。	各課でそれぞれの担当を割り振るやりかたでなく、一つの大きなグループに権限や責任を集中させて取り組むべきかと考えている。	適用・給付すべての面に対して根底から覆されるような重要な問題と認識し始めたのは、現場に出てから。(19年10月ごろ)	記録問題が盛んになった当時はお客様対応をしていたころだったため、まずは相手方にご理解いただけるように、時間をかけてご説明差し上げるようつとめた。
12481	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません	数が莫大なわりには職員はドンドン減っていき、仕事が回らない状況です。何をするのにも人の数は必要だと思います。矛盾してると思います。	2004年か2005年ごろ	どうしてこうなったのかは全く解りません。創造もつきませんが、今後がとても不安です。
12482	本庁	その他(本庁)		紙台帳とオンラインデータとの突合せなど、現在取り組み中の解決に向けての作業を粛々と進めるのみだと思います。	早期に解決すべき問題だと認識していました。	確実に、拙速にならぬよう慎重に対応しようとしています。
12483	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	特にありませんが、経験のある職員を大量に投入する必要があると思います。	過去のシステム化されていない時代や組合が強力な時代に行ってきたことが、今の状況に至っていると思っています。年金記録問題と認識したのは、国会や報道で取りあげられるようになった。	年金記録問題の対応により増加した再裁定業務が自分の担当業務なので、その対応を行いました。また、特に反省点は思いつきません。
12484	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	ひとつひとつ台帳等の突き合わせを行う以外ないと思います。	紙台帳で管理していた時代の管理不十分(字の不鮮明も含め)からくるものと認識。知った時期は具体的には覚えていませんが報道がなされてからです。	お客様に対する誠実な対応、事務処理誤りの防止・法令遵守の徹底を行ってきました。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12485	本庁	その他(本庁)	ありません。	今やっていることをそのまま継続すればいいと思う。	過去の人間たちがずいぶんいい加減なことをやっていたんだなと思った。 テレビや新聞で騒がれるようになって知った。	特に対応しようとは思わなかった。 過去の人間たちがいい加減なことをやっていたということが反省点だと思う。
12486	本庁	その他(本庁)		現時点での優先事項としては、ねんきん特別便などで回答がきているものに対し、早急に処理を進めることだと思います。 より効率的に処理を進めるには、直接業務に携わっている職員にヒアリングをし、処理上の問題点などを継続的に洗い出していくことが必要だと思います。職員の意見を反映し、柔軟に対応していくことが、解決への近道ではないでしょうか。	年金記録問題が取り沙汰された時は他社で働いていましたが、ニュースなどを通じて問題を知りました。 その当時、他社で社会保険業務の担当をしており、社会保険事務所に書類の提出などをしておりましたので、担当者の立場としても、同じような問題が発生しないよう最善の注意を払い、業務に取り組んでいました。	
12487	地方庁	その他(社会保険事務局)				
12488	地方庁	その他(社会保険事務局)	職員として勤めていますが、マスコミ(記者発表)等を通じて、問題を知る事の方が多い為、現時点では報告する事ができません。		大学等の授業で、日本の社会保障は、ヴェバレッジ報告の「ゆりかごから墓場」を念頭に置かれて設計されていると学んでいた為、多少の問題はあるにせよ、非常に安定・安心した制度だと認識しておりました。その為、長妻大臣が野党時代にマスコミを通じて発表された時は大変衝撃を受けました。 この問題は、高齢者にとって、死活問題にも発展しかねない為、出来る限り早くそして正確に対	
12489	本庁	その他(本庁)	昭和死亡の未受給権発生の場合、遺族としての未請求者に対する生計同一確認(子・兄弟)。 時効特例法により年金受給権が生じた配偶者(妻)に、本来停止されるべき配偶者加給金を現在も配偶者(夫)に支給し続けている。 段階的機械化により、氏名表記・住所表示等の記録に相違があるがすべての記録を同期させていない。たとえば氏名や住所が正しく請求されていても 宛名等原簿が異なるまま継続処理されている。	衡平な年金支給のため、施行規則の運用見直し 原簿の更なる充実をはかる見直し	入庁前から関心がありました。 ベラベラの年金証書が大切なものであることを、細かい字で示したとしても 中小企業の退職者は読むでしょうか？ 第三号の認定が年収(所得税法)ではなく、健保扶養に同期しているため 企業は従業員の申告により認定しているため、被保険者が増えている 厚生年金基金在職中に、退職者には請求しないともらえないこと、記録を確認することを講習会のたびに啓蒙してきました そのとき、40歳の社員が社保事に記録整備に出向いたところ、年金を受給するときで良いと言われたそうです。起こるべきして起こった問題です。	難しい試験を受けられた有能な職員の皆様が遂行する行政に、日常業務に埋没して、微力が対応できるすべはなく日常業務に埋没しておりました。 「記録整備」がすすんでいますが、民間製造業に在職していた者としては 物足りません。
12490	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		人事異動の適材適所による業務の効率化		
12491	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません		平成19年5月頃、国会において取り上げられ、国会対応及び議員レクを行っていくうちに、様々な記録問題を認識し、過去の記録管理の変遷や、基礎年金番号導入時の対応等について確認した。 その中で、これまでの対応が受け身の立場いわゆる請求主義で事業を実施していたことを認識した	今後は、国民の立場にたった記録管理及び窓口業務を実施することが、信頼を回復するための有効な手段と考えている。 また、国民にも年金の重要性を認識していただくための周知広報が必要と考えている。 さらに、年金制度をもっと単純にしないと、こちらが制度の内容を説明しても、理解が得られないというもどかしさがある。制度担当部局においては、中途半端な財源確保策を講じるよりも、国民すべてにわかるような制度を構築するべきと考える(マクロ、道族先充て、雇用との調整等非常
12492	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	特になし	特別便及び定期便の調査依頼回答に係る記録整備を早急に終了させると伴に、ご自身の記録をいつでも閲覧できる(インターネット等)仕組みを早期に構築する。	今回の問題とは直接的には関係ないかも知れないが、基金等との記録突合などで、庁が保管する記録に誤りが多いことは、いつからと特定できないが以前から承知していた。	その当時の上司等との話の中で、裁定請求時に全てクリアされる問題であるので、今、人と金をかけてやるには費用対効果の点からも得策ではない、という趣旨のことを聞いた気がする。今考えるとその当時からあるいは、もっと前から記録整備に本気で取組んでいれば、今回のようなことはある程度避けられたのではないか、と思います。
12493	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし。	ヒト、モノ、カネを集中的に投下して国家プロジェクトとして取り組んでいくこと。 特に人員があまりにも少なすぎるうえ、ただ増員すればいいわけでなく適材適所の配置を行うことが必要と思う。 また、地方社会保険事務局では限られた人員の中で、通常業務以外に年金記録問題の対応も求められているため十分な手当てをする必要がある。	現在の部署に配属され、現行システムの現状を調べていくうちにわかってきた。 しかし、詳細なレベルまではわからず、年金記録問題が公表されて知ることも多々あった。	現行システムで対応できない部分を刷新システムで対応できるよう、また、同じ過ちを繰り返さない仕組みを構築することを肝に銘じて検討作業を実施している。 年金記録問題は、組織全体として当事者意識の低さによるものがあると考える。 また、日本年金機構の設立により、新年金局と今後の責任の所在があやふやにならないかが不安である。
12494	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		現在、「年金情報総合管理・照合システム」を構築中であり、来年度より約8．5億件にのぼる紙台帳の突き合せ作業を行うこととしている。本作業の取り組みを充実した形で実施することにより、問題解決とする。また、社会保険庁が保持している記録のみでは全ての解決には繋がらないことから国民の方の「自己確認」「自己管理」の意識を高める広報(国民にも分かりやすい方法	平成18年度頃より自分の身近な人の意見からも「これは大変な問題であり、当然、問題解決に全力を注ぐべき」と感じています。	私の部署は主システムのにハード調達、基盤整備を行う部署であり、問題解決に必要な資源としてのWMの配備、及び現在は「年金情報総合管理・照合システム」構築に向け、本番稼働日を意識したハードウェア等基盤の調達を行っています。
12495	本庁	その他(本庁)	特にありません。	今後2年間で集中的に処理することとなっているため、現在実施している事業を確実に行っていくとともに、今後このようなことが再発しないよう、日々のひとつひとつの仕事に十分注意していくことが必要だと思います。	年金記録問題とは「消えた年金」といわれたように、本人の年金記録の一部が欠落している問題と認識していました。そのような問題の存在を知ったのは、世間の話題にのぼった19年頃と思います。	対応についてですが、19年当時は記録の回復のための各種調達に携わっていたため、関係部署と協力して円滑に事業を進めようとしました。 年金の加入記録は長期間保存していく必要があり、そのための体制・設備等が必要であると思いますが、それが十分確保されていなかった点と、個々の職員について、お客様の大切な記録を扱っているという意識が希薄だった点が反省点として挙げられると考えます。
12496	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	すべてが公になっていると思う	今進めている記録問題の解決のための施策進めていくことが、ベターではあると思料するが、戦時中の記録等どうしても解明できないものが残ることは否めない。 一人残らず一円まで解決できれば問題は解決するが、莫大な費用と時間をかけることとなることを考え合わせると、ある一定のルールをつくり救済策を模索し記録問題に終止符を打つことも選択肢の中に入れるべきではないかと思料しています。、	年金は老後の柱、そのための記録はきちんとしなければならないもの、 記録問題が公になった平成17年の後半くらい 年金受給者の給付記録に不備かあること昭和50年代に認識していました。そのための施策も社会保険庁は取組んできました。 被保険者記録の不備は、紙台帳から磁気媒体への切り替え、国民年金の記録は、市町村から社会保険事務所、社保から紙テープによる高井戸へ、数回にわたる人的作業によることで、記録の漏れ不備は増大するものとは考えられた。 国民年金のオンラインへの切替え時期に手作業によるミスが発生することは予測していたが、年金の請求時に一人ひとりの記録が確認されることにより、解決していくものと認識していた。	国民年金のオンラインへの切替えは、紙台帳の満欄によること、60年法律改正を乗り切るためには、この施策の実行は至上命題であり、手作業による紙台帳の切替えによるミスは、手作業ミスの発生メカニズムの範囲以内に抑えることを目標とする程度で記録に対する重要性の認識は薄かったと反省する。 また、平成元年当時、年金制度の一元化に向けて、各制度ごとの被保険者記録の管理から、制度を超えた記録管理を実施するため、3制度氏名索引システムの開発の際は、名寄せ方法にかかる設計で、自分たち担当者の考え方に基づく名寄せの設計方針が上層部に認められず(赤ファイル)と呼ばれるものができてしまいキチットしたものにならなかったこと、その時に、強く意見具申できなかったことを反省しています。
12497	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	「ねんきん特別便」「ねんきん定期便」の送付により、年金受給者・加入者の方にご自分の年金記録を確認していただくこと。また、年金受給者・加入者の方から請求のあったもの(記録確認・再裁定の申出等)について、最優先に取り組むべきものと考えています。	年金記録問題として認識したのは、平成19年からです。(国会における審議等) 年金受給者・加入者の方に心配をおかけし、年金制度への信頼を損なわせたことについては、残念に思っています。	年金受給者・加入者の方に役立てるよう、また、年金制度への信頼を回復できるよう、全力で取り組んでまいりたいと考えております。
12498	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	過去に偽名や生年月日を偽って会社に勤めた方や、夫に内緒で2か月くらい務めた方もいらっしゃるので、そのような何らかの事情がある方が相談に来やすい相談窓口等の環境整備が必要ではないか。	国民年金の現場の仕事についた平成16年ころの実感です。 国民年金の収納対策をやっていた時期がありましたが、長期未納者から保険料納付について個別訪問や電話で勧奨した際「昔相談した際もう年金はもらえないと言われたから保険料を納めても、意味が無い。」という話を聞きました。 実際は、未統合の記録と合わせると、まだ、今後納付していけばまだ十分 受給権に結び付く方がいらっしゃいます。 やはり、被保険者の受給権を守る仕事であるという認識が足りなかったことが問題だと思います。	納付督励の際は、必ず、過去に会社に勤めていなかったか、カラ期間は無いかの確認を行い、厚生年金の記録照会申し込みや、重複取消等の届を頂き、統合後の記録照会票を手渡し、納付勧奨や保険料収納を行うようにするとともに、国民年金推進員へも十分勉強していただき、指導した。 年金相談以外の窓口、とくに国民年金の窓口にお客さんが見えられた場合、お客さまの手続きされる処理だけでなく、お客様の年金受給権に結びつくかなど、幅広い意識で対応する姿勢が必要ではないか。
12499	本庁	その他(本庁)	入庁してから日が浅いこともあり、世間一般に知られていない問題については存じておりませ	業務において管理基準や管理体制を明確にすることが重要だと考えます。	私は平成20年4月の入庁なので、年金記録問題はすでに世間に周知されておりました。	システム以外の業務に関わっていないので、明快な回答ができない状況です。申し訳ありませ
12500	地方庁	その他(社会保険事務局)	周知されている以外は特に知りません。	現在行っている記録調査やそれに伴う再裁定処理等のさらなるスピードアップ。	基礎年金番号が導入された当時、業務課に在籍しておりましたが、厚生年金の資格取得などは国民年金と違って住基情報等で確認されず事業所より届出されているため、生年月日や氏名の読み仮名が違って届出されていることもあり、基礎年金番号に記録統合が思うように進んでいないとの話を聞いておりました。 また、その後年金給付課に配置換えになり、窓口相談や受付した裁定請求書の審査をしていた際に、本人のものと思われる記録が見つかり、本人へ電話等にて照会しても、本人に記憶がないとうにより、すぐには解決できない問題であると思っておりました。	本人のものと思われる記録が見つかった場合に、電話や文書にて照会等を行っておりましたが、当時は事業所名をこちらから話してはならないことになっておりましたので、ヒント的なことを話しては降りましたが、思いだしていただけない場合もあり、苦慮しておりました。 今思うに、もっと速めに特別便のような情報提供をおこなっていればよかったのではないかと考えております。
12501	本庁	その他(本庁)	ありません。		国会で取り上げられたときに知りました。	直接記録を確認できるような部署ではないため、対応はできませんでしたが、確認するためのハード等は早急に調達してきました。
12502	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし		・未統合記録について、解明をすすめ、本人の記録に統合し正しい給付等を受けれるようにすべき。	・置かれている部署でできる事務対応(調達関係)
12503	本庁	その他(本庁)	特になし。	職員皆で記録補正処理に取り組んでいく。	マスコミなどで話題になってから知った。 以前、この様なずさんな管理をしていたと知り、悲しくなった。国民一人一人にとって、大切な事なので大変重要な問題であると思う。	自分の持っている知識でどこまで補正処理などに対処できるか分からなかったけれど、社会保険庁で働く者として責任をもって対応しなければならないと思った。 現在から考えると、やはり昔の記録管理体制が万全ではなかったのではないかと思う。
12504	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特に把握していない。	○ベテラン職員(年金制度及び社会保険オンラインシステムに精通していること、年金業務に対して高い意識を持っていることが必須)による記録の確認調査(期間照会等)や22年度実施予定の紙台帳の突合せへの集中配備 ○社会保険職員自身の意識の向上を図る。(各現場での研修の実施等) ○各業務への適正な人員配置	「ねんきん特別便」等の企画・立案等を行っている部署にいることから、非常に重要な問題として認識しているところ。今般の年金記録問題については、新聞報道等により平成19年初旬ごろ把握した。	「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」の確認などを、業務以外でも友人等に周知を行った。 年金記録問題については、複雑となった年金制度自身にも問題はあるが、社会保険事務所での相談時等において、未統合記録は年金裁定時に確認すればいいといった当時の風潮に問題があったと思われる。
12505	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません		平成12年ごろ、基礎年金番号の重複付番について認識しておりました。	事業所の指導等にあたりましたが、全くと言っていいほど反応がなく、制度の周知不足が問題であると認識しました。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12506	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	社会保険庁が行っている記録提供サービス(ねんきん定期便、年金個人ﾚﾝ情報提供サービス等)を充実することで、被保険者、年金受給者が手軽に自身の年金記録を確認できるようにする。	平成17年頃、新聞報道により、所有者が不明の年金記録が5,000万件程度あるとの認識でした。	・対応 自分が現在行っている業務が将来記録問題の原因とならないように常に 注意して業務を行いたい。 ・反省点 被保険者が普段年金記録を確認すサービスが充実していれば、 早期に記録の不備等が発覚したのではないかと考えます。
12507	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			国民ひとりひとりの老後の生活保障という面で重大な問題であると認識しています。	国民の視線に立った見方が欠如しているのではないかと思う。
12508	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	判りません。	既にシステム開発など必死に対応しておりますが、当初計画で検証委員会の承認編が得られず、後手に回っています。	現在も在席しています。	現行業務を推し進めるのみです。 年金記録問題とは、制度が複雑であるため、どのように(正しく)運用しても、制度の理解が得られないことが、現在も解決できない原因と考えています。 今日、様々な「救済策」が出ていますが「真面目に長侯人達」の無言の反応を意識しているのか、疑問です。 なお、当該アンケートは「アンケートをお願いします」ということで受け付けましたが、強制なのでしょうか？そのような指示本庁の文面にもありませんでしたので、回答が遅れました。
12509	本庁	その他(本庁)			個人の人生、生き方をも左右する重大な事と認識いたします。平成18年頃しりました。	センターに進達されたものにかんしては、迅速に間違えのないように、また個人の方々についてはなるべく引越し、などの届け出をしていただきたいとおもいます
12510	本庁	地方社会保険事務局長		大量ではなく、地道に正確に進める必要がある。	未統合記録は、裁定時に確認すればよいものと思っていました。 大量の人と金をかければ別ですが。庁全体として、そうした動きには前々からなっていなかったと思います。	裁定時で統合あれば、本人が亡くなり、未支給とか遺族年金裁定時では問題解決が敵ないので、問題を顕在化させ、計画的な処理が必要と反省しています。。
12511	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	現在開発中の年金情報総合管理・照合システムを有効に活用する。	重大な問題と認識。 新聞報道等によって。	記録訂正に伴う再裁定支援に協力した。 基礎年金番号導入が決定し、付番する際に名寄せ等を行っていれば、ここまで大きな問題にはなっていなかったと思う。
12512	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知りません	増員して作業する。	大変な問題と認識している。新聞報道で知った。	分かりません。
12513	地方庁	その他(社会保険事務局)	もうねーよ。 世間一般てこの世にどれだけ仕事があってその仕事内容についてちゃんと周知されているか、しかもそれがちゃんと解ってるヤツがいるかってんだよ。)	職権で統合すれば。	入った頃から当たり前。つまりこれが仕事。ただそれだけ。 (だって管直人が基番導入したんでしょ？未統合記録(番号)が腐るほどあるのは知ってあたりまえで、無過失責任ちゃ？)	事業所名や本人住所と確認のうえ統合しまくり。ただし、時効特例に該当するかどうか、しかも払いがいつになるかどうかわからないため、やかましい客は何度も電話かけてくるのでうざかった。 (→これがあるので未統合手番あっても言わない職員もいるんでは？)
12514	本庁	その他(本庁)	なし	なし	宙に浮いた年金、整備が必要な記録を一刻も早く解決しなければならないと認識していました。 平成17年頃	原議の審査をできるだけ早く進める。 記録整備を進めるにあたって、同じ部署内でも情報の共有がなされていないことが多い。 また、業務センターと社会保険事務所との間で情報はもちより事務処理、考え方に断裂があるように感じる。
12515	本庁	その他(本庁)	なし			
12516	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	思い当たらりません	時間はかかるが、業務スキルの高い者(精通者)の育成、増員 問題業務の優先順位を決め、精通者のマンパワーの集中化 (全ての問題業務を一律に対応するためには精通者が足りない)	これまでの社会保険庁における年金記録整備への取り組みが不十分であった反省するとともに、正確な処理及び丁寧な対応を迅速に行わなければならないと痛感している。 社会保険庁は、従前から記録整備の体制を整え、記録整備業務を行ってきていたが、今のような年金記録問題については、3年前の通常国会の審議課程で知ることとなった	膨大な再裁定処理を行うため、この2年間は担当部長として、処理体制の拡充(派遣職員の導入、地方庁職員による支援)及びシステム開発の促進を行った。 再裁定処理について、職員のモチベーションを高めての業務推進が十分に行えなかった。
12517	本庁	その他(本庁)	特に無し	特になし	5000万件については、年金裁定時に庁・請求者相互の記録を突合していることから、死亡者・無年金者・請求待機者の記録(請求時に解消)であり、漏れの記録はごく一部と考えていた。 このような大きな問題に発展したことは新聞等により認識した。	当時は年金相談事務(文書、来訪照相談)に従事していたので、特に対応はしておりません
12518	本庁	その他(本庁)				
12519	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
12520	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	現時点では、記録を収録する方向となっているので、収録を進める体制をとることだと思う。	厚生年金保険の裁定請求書の事務処理を担当していたころ、請求者の戦歴と資格記録を照らし合わせて不足や相違がある場合、業務センターから社会保険事務所に資格記録の照会事務をしていた。 被保険者記録は社会保険事務所に照会すると、見つかる場合もあるが、記録なしで回答されるものもあった。 紙管理の時代であったので、ご本人に記憶がなければ記録を探せない状況であったため、しようがないと考えていた。	統台帳を電子媒体化する作業をもう少し早くから行うべきだったかと思う。
12521	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	制度の根本的な見直し	あっても少数だと思っていたら、これだけ全国規模になると思わなかった。 問題を知ったのは、報道された時期から。	現在、自分は支払係にいるが記録訂正の進達があったらできるだけ早急に対応するように心がけている。 問題点は、対応が常に後手になってる。あと人手不足。
12522	本庁	その他(本庁)			年金記録問題は、将来の年金受給につながる大事な問題であると認識しております。 この問題を意識したのは、平成19年6月より少し前の頃であったと思います。	記録課整備チームは、お客様の記録を整備するという大変重要な問題を扱う業務であると思います。 ここでは、大量の原議を処理しなければならない為、正確さと迅速性が求められます。 最初は、原議の見方に時間がかってしまい、間違いのないよう正確に処理することを頭におき処理していました。次第に慣れて各分類ごとに件数をこなして対応していくことが出来るようになってきました。 しかし内容が込み入っているコメント等になると、「どうしたら、お客様に理解していただけるか」という事を先に考えてしまい、迅速に処理する事を忘れがちになってしまったのは、反省すべき点であったと思っております。 今後は、今までの経験を活かして業務を行っていきたいと思っております。
12523	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし	ある課題を地道に処理していくしかないと思う。	ニュース報道されてから。	記録問題の顕在化を受け、国会において、年金受給にかかる時効特例法が成立、施行されたことに基づき、年金受給者からの再裁定請求の急増のため、業務部に処理の支援を行った。
12524	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			2007年の夏ぐらいだったと思います。 生命・生活に重大な問題であり、国民の皆さんに申し訳ないと思っていました。	刷新システムの開発にたづさわっており、今後このような問題が起こらないシステム作りを心がけようと思いました。
12525	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		幹部の一声で、対応が変わるのではなく、社会保険保険事務所等の現場の意見が一番重要だと思いますので、現場の意見を踏まえて、無理・無駄のない方策がとれればいいと思います。	マニュアル・事務取扱い要領等を踏まえ、対応していたので、問題との認識がなかったです。	疑問・おかしいと感じた点等は、そのままにせずに、問題点等を解消できるように協議等をしたい。
12526	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。			
12527	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	戦災・火災・水害・劣化・汚損等による台帳・名簿等の消失・毀損	亡くなった方の旧台帳記録も含め、全ての記録を電算管理する。 現行の定期便等による記録調査・統合を地道に続ける。 調査の経過や結果をなるべく登録し、二度手間を減らす。 未回答の方や送達不能となった方が2号現存又は3号なら、事業主を通じて住所変更や回答の提出依頼をする。 記録の判明・統合状況や年金額の増額の状況で、目覚しい例をアピールして国民の皆様にもっと関心を持ってもらう。	以前から年金受給に結びつかないで亡くなったり、加入期間が不足しており期間確認もしていない方々の旧台帳記録を電算化しないことには疑問をもっていた。また、最初に就いた業務が厚生年金の審査裁定業務であったことや、事務所出向時に加入期間調査確認業務に就いた経験から高齢の方の記憶の危うさや誤った情報に基づく記録確認の難しさと労力の無駄使い感は当時感じていた。そういった事を先鋭らに話したこともあったが、「費用対効果」「システムに容量が無い」「厚生省の方針」「庁の方針」「裁定請求時にきちんと調べればよい、最悪でも受給権が発生すれば再裁定で追加できる」「現状ではこの方法しかできない」などと言われ、自分でも納得してしまった。問題として認識したのは、やはり国会でも取り上げられ、大々的に報道されるようになってから。具体的にどの様な問題と捉えていたかは、まず、請求制度制の大前提の上に胡坐をかいていた体制が悪かったと思う。請求や問合せが無ければ一切アクションを起こせないし起こさない。特別便や定期便の送付は画期的で今後も地道に続けなければならない取組。次に、未統合や消えた記録を補完するには時間との戦いであると思う。人々の記憶や証拠書類の類は日々刻々と消失し続けているため、より早い履歴の確認等が必要となってくる。先ずは短期集中で取り組むという現政府の方向性は良いが、最も効果的な方法を精査のうえ見い出して行うべき。そして、国民の皆様にもっと自分の加入記録に興味を持っていただくことが不可欠だと思う。せっかく定期便等の取組を行っても、送達不能や、無視、確認不足で回答されたりすると意味が無い。この問題は、国民の皆様一人ひとりのご協力無くしては解決しない、国家的規模の個人問題でもあると思う。	自分としては、現在の部署や経験した業務の内容や個人としてできることの範囲内で他課や他係への協力等してきたつもり。課内では電話対応や休日の来訪の受付業務、他課へは記録課経験者としての確認業務や支払業務経験者として再裁定の結果確認業務等得に並ぎこなす必要のある現業の手伝いの場合には、遂さが勝負と考え、遂さと処理量を上げかつ見落とし等無いようできるだけ集中して昼休みも時間で切らず、残業にも参加してできるだけの協力は行った。また、国民の皆様の関心を支援の無い範囲で買うため、盆・正月・法事等親戚の集まる中で「国民年金の納付した期間がもれている事業はたくさん出ているし、給料で健康保険や厚生年金の保険料が引かれていても実際には健康保険だけ納めて厚生年金を納めない会社も結構あるから特別便や定期便が届いたら必ず確認するよう誕生月が過ぎても定期便が届かない場合には住所の登録が古いままの可能性があるから必ず問い合わせるよう知り合いにも言っといて」と脅しをかけながら宣伝している。 反省点としては、記録の未統合や一部消失については、上記の請求制度制を盾に何もしなかったこと。また、記録の電算化において全ての記録を対象としていなかったこと。ただ、これは、電算化済旧台帳の一部を廃棄した経緯もあったことから、完全電算化していたら名簿も含めて廃棄されていた危険性も裏にはあるので良し悪しも分かれるところ。次に、不正免除や標準報酬の遡及改定では、現実に即さない法令を作成した厚生省とそれをそのまま運用させた社会保険庁と現場の声を吸い上げない本庁の体制と数字でしか成果を量れない本庁・地方庁幹部の頭の悪さと業務と法令の齟齬に対して具体的な指導や改善を求める現場に対して杓子定規な回答しか出せない事務局・業務センター・本庁・年金局と正式にはできなかったり改善が図れないなら
12528	本庁	その他(本庁)	とくに知りません。		社会保険事務所へ出向しているときに年金記録問題について知りました。	
12529	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	一定の人員を専門にあてる	年金制度の信頼に関わる問題。知ったのは数年前。	1件1件に丁寧な対応。
12530	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				現在記録調査業務に携わっている者としての意見としては、統台帳の記載ミスや機械化当時のデータ作成誤りが散見され、当時の作業方法等は不明であるが、チェックの甘さが原因と推測される。 また、基礎年金番号制度創成時の手番統合が不十分であったことが今回の問題を大きくした要

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12531	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			現在、世間一般で知らされている問題について、	過去の経過として、年金手帳記号番号を乱発したことに尽きると思う。また、保険料(お金)を納付いただいたという認識の無さが、当人のものと結びつけて管理していない状態だということではないでしょうか。 保険料(お金)を納付していただいていると再認識し記録管理をしていくことが大事と思います。 また、自分が収めたお金を適当に扱われたらと思うことも大事かと思います。
12532	本庁	その他(本庁)	ありません。	過去の期間について記録の有無を確認して回答しているが、記録がないとして回答された方は、定期便等のきっかけがあるごとに同様の申立がされることが予想され、その際にも同じ調査を何か月もかかって行っていたのでは、記録管理がきっちり行われていないといった誤解をまねき、騒動になる可能性がある。 現在、調査した結果を画像としてデータベース化して、前回と同様の調査となるようであれば同じ回答をし、異なる調査をする必要があれば、その調査をした結果を画像データとしてすぐに確認できるようにして、回答までの作業のスピードをアップし、きっちり管理しているというところをアピールすることも一つの方法ではないか。	年金の裁定時に手帳番号の重複取消届が同時に進達されてくることがよくあったので、複数の番号を持っている人は多くいると思っていた。 基礎年金番号導入後も記録の統合は申請によるものであったため、多くの人はずっと複数手番を持ち続け、年金請求時に解消されるものと思っていた。 本人の知らない記録が存在し、年金受給時にもその記録が抜けているものが多数あるということは、騒動が起きてから知った。	動めていた記録については、全く忘れることはないと思っていたので、当時、本人の申出がない限りなにもできないと思っていた。 本人の記憶に頼ること、番号が複数払い出せる状態である限り、件数は少なくなっても同じことが発生するものであるから、出生の届出時等確実に一人一番号を付与できるタイミングで番号付をし、その後の番号追加はできないこととしなければならないのではないか。 現在、本人より届出があった場合、それを受け取りましたという通知を出していないことも一つあるのではないかと思う。 市町村役場のように届出してすぐに処理がされるものであれば、受け取るだけでよいが、届出事項の登録、処理に時間を有し、結果通知送付まで時間を有するものの場合、「確実に届きました。」旨のお知らせがをすることにより、調査されているのかどうかの確認をしなくても少し安心してもらえるのではないかと思う。(多くの人は自分の送付したものが届きさえすれば、役所が確実に調査してくれると思うが、お知らせ等がないために、きちんと届いているのか不安になり、電話等をかけてくる方が多いように思う。)
12533	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	ひとりひとりが、コンプライアンスの徹底につとめることと、年金制度教育の教育を組織で図る。	在籍して5年くらいたってから、厚生年金の台帳が劣化がはげしく、記録に不安を感じました。	以前の記録を不透明のまま放置し手段を講じてこなかったことが、大きな要因と思います。
12534	本庁	その他(本庁)				
12535	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	<国民年金の強制加入者に対しての適用漏れ> 自身の母の案件です。 昭和44年6月に20歳到達当時、農業従事者(自営業)及び未婚であるものは、国民年金は"強制加入被保険者"であったにも関わらず、市町村が適用を漏らしたのか、あるいは社会保険事務所が適用を漏らしたのか不明であるが、昭和47年1月より、サラリーマンとして厚生年金に加入していたにも関わらず、昭和47年11月30日(23歳)に、3年以上経過してから、国民年金の手帳(以下、手帳といいます)が発行されており、遡って、資格取得年月日が20歳到達(昭和44年6月取得)になっているにも関わらず、手帳の納付頁が、「昭和47年度～」となっており、本来、国民年金強制加入被保険者として納付しなければいけない頁(昭和44年度～昭和46年度)が欠落して発行されているという事象が、身内である母が、その問題を抱えている。当然のことながら当該期間は「国民年金保険料未納扱」となっている。かつ、その後、昭和56年3月まで、約9年間にも渡る長期間、国民年金保険料を納めていた。現在、管轄社会保険事務所に文書相談のやりとり中ですが、満足な回答を得られておらず、管轄社会保険事務所の回答次第では、年金記録第三者委員会に申し立てになる可能性が大な状況である。	・当時の社会保険事務所と市町村国民年金担当者との連携がどうなっていたのか責任の所在が曖昧だったために発生したものと思います。制度そのものが、見切り発車に近かった制度だと思います。 ・国民年金(国)と国民健康保険(市区町村)と名称が似通っていますので、誤解を招きやすいので、上記の問題が発生したと考えられます。従いまして、わかりやすい年金制度にする事が最重要課題だと思います。 ・公的年金制度の始まりは、太平洋戦争の遂行(鉄砲の弾を購入する等)のため、何らかの名目で国民から戦費を調達したかった発想から生まれたのでないかと、自分なりに過去の歴史的文献を読んでみまして感じました。年金の給付自体(障害年金を除く)は、基本的に何十年も先の事になりますので、保険料の徴収が優先になり、記録の管理がどうしてもおざなりになって、空襲を受けて台帳が焼失したり、台帳疎開したり、終戦の混乱で喪失届が提出されなかったり、その後は、焼失した台帳の復旧作業や複雑な制度改革及び機械化の導入のタイミングが、"宙に浮いた年金"の問題を招いたと思慮されます。また、前述の"保険料徴収を優先"した事により、年金加入記録は年金の裁定請求時に、本人の申出により正す(申請主義)という事を続けていたために、発生した"ひずみ"と思いますので、この反省を生かして、現在、行っている。ねんきん定期便を適宜加入者に送付して、常に加入記録の情報提供を行政側から加入者に積極的に情報を提供していく事が重要だと思います。 ・様々な歴史的な経緯をはらんで生じた、宙に浮いている過去の記録(マイクロ台帳等)は、記録自体が古く事業所自体が存在していない可能性も大だと思いますが、誠心誠意を持って可能な限り国の責任を持って解決していくしかないと思います。	・入庁当時(平成2年)から(7)に書いたマイクロ(紙)台帳が存在する事は知っていました。年金裁定者が申出をして、記録が判明したら端末に入力して裁定するという作業を行っていました。当時は、新人でしたので、先輩に言われるがままに作業を行っていましたが、業務に慣れてくるにつれ、「昔の事務処理は、なぜ記録を統合しないでマイクロ(紙)台帳のままにしていたのだろう?」と疑問を感じて先輩に質問しましたが、明確な答えが返ってきませんでした。 ・基礎年金番号導入前に、システム開発課にいた関係で、日本の人口を上回る"3億件以上の年金手帳番号が存在する"事がわかっていました。これは、単純に、「公的年金加入者(受給者含む)＝年金手帳番号」のはずが、「日本の人口＜年金手帳番号」でしたので、将来的に、どこまで「＝」にできるのかと思っていました。 結果、基礎年金番号通知書を送付した。「手帳番号記入申出書?」を基礎年金番号課に送付する旨のリーフレットを同封したことにより、「5千万件まで解消できた」のですが、公的年金素人の国民からみたら、尋常じゃない数ですので、"格好のたたき台"になったのではと思います。	・自分が入庁した時(平成2年)は、すでにオンラインシステム化がされていましたので、まだ、事務処理は端末操作を覚えれば楽でしたが、基礎年金番号制度は導入されていませんでしたので、国民年金、船員保険、厚生年金全手帳番号が別々に管理さていました。別々に管理されているということは、このような国民をお客様にする。超大規模な事業に対応できるシステム開発(基礎年金番号導入)が遅れた事、及び、複雑な事務処理に対応できる職員の育成(プロ職員がいない事)がされなかった事が大きな要因だと思います。 特に、公務員は異動が多いのがしょうがないと言えばそれまでですが、このような専門知識が不可欠な業務で、「本物のプロ職員がいない」と言うのは大きな痛手だと思います。そのような人材を育成するシステムがなかったように思えます。 現実的に、仕事を聞いても「わからないからほかの人に聞いて」と内部でたらい回しになって、問題がまったく解決出来ない事が多々あります。 例として、「社会保険労務士」の資格取得したものを上司に登用する。または、その業務のプロを育成するなどの、人事システムを設けるべきだと思います。 また、公的年金業務は、共済年金を含め「ひとつの役所でできるのがベター」だと思います。 難しい問題だとは思いますが…